坂東

坂東（バンドウ・サカノヒガシ）　利根川水系の大平野にあたり、其八分國は東海東山兩道に係屬す。其名を擧ぐれば相摸、武藏、安房、上總、下總、常陸、（以上東海道）上野、下野（以上東山道）是なり。坂東とは足柄、碓日の東の義に出て、山東と云ふ者と其實を一にす。中世以來關東と云ふ語と相涉り、稍濫稱あり。近古に至り或は關東を以て坂東の名に代へ、關八州の號起る。然れども利根を字して坂東太郎と曰ふは、古名の確徵拔けざる者にして、其水系亦當に坂東平野を以て稱ふべきを驗示す。又雅言の上より觀るも、利根水系八州は明に坂東を以て指目し、他の多疑汎意なる關東と相避くるを要す。

（山東）

令義解（公式の條）に「凡朝集使、東海道坂東、（原注、謂駿河與相摸界坂也）東山道山東、（原注、謂信濃與上野界山也）（中略）皆乘驛馬、自餘各乘當國馬」と、此に「駿河與相摸界坂」とあるは足柄坂にして、「信濃與上野界坂」とあるは碓日嶺なり。坂東、山東、指す所二に分てりと雖、其實一なることは、地形に因りて辨識すべきに止まらず、古書に其徵多し。

（吾嬬國）（阿豆麻國）（我姫國）

景行紀云、日本武尊逮于碓日坂時、有顧弟橘媛之情、故登碓日嶺、而東南望之、三歎曰、吾嬬者耶、故因山東諸國、曰吾嬬國也。○古事記云、倭建命還上幸時、到足柄之坂本、（中略）故登立其坂、三歎詔云、阿豆麻波夜、故號其國謂阿豆麻也、即自其國、越出甲斐、坐酒折宮之時、（中略）擧火燒之老人、即給東國造也。○常陸風土記云、古者自相摸國足柄岳坂、以東諸縣、總稱我姫國、至難波長柄豐前大宮臨軒（孝德）天皇之世、遣高向臣、中臣幡織田連等、總領自坂以東之國、于時我姫之道分爲八國、常陸其居一矣。○孝德紀云、大化元年三月、詔東國々司曰、前以良家大夫、使東方八道、既而國司之任、六人奉法、二人違令、毀譽各聞云々。彼の吾嬬國てふ名が、倭建命の三歎詔に起ると云ふは、別に解釋を要するを以て、其說を碓日坂吾妻郡（上野國）の條に讓るとするも、坂東の舊號は阿豆麻（吾嬬、我姫）にして、山東と曰へるも一地なることは、援引の條文に因りて曉知に足る。されど阿豆麻とは、彼方の極端の義と語言相通じ、其二語の根本異同は頗判明に苦む。（新編常陸國志、中山氏曰、阿豆麻とは阿奈多乃都麻と云事にて、京師より東方遼遠の地をさして云へる言のみ、別に緣故あるの稱にあらず、然れども倭武命の故事とするも久しければ、今姑く之を此に載せんも、必信用するに足らず）從ひて阿豆麻の名稱は、汎廣に失ふ弊あれば、淡海朝、奈良朝の文教興立に及び、坂東、山東の名字出でて、足柄碓日の遙東を指目することとなれり。而て當初に曰へる八國八道は、盖陸奧をも數ふる者にして、利根水系には七國を數へ、（安房は當時上總國の域内とす）陸奧とは阿豆麻の道後たるを想ふべし。養老二年、上總國より割きて安房國を置かる、利根水系、八國となれり。（養老三年、始置按察使、常陸國守、管安房上總下總三國、武藏國守、管相摸上野下野三國）神龜元年四月、勅坂東九國、軍三萬人、教習騎射、云々、九國とは即陸奧をも數へしが故なり。天平寶字三年、遷坂東八國浮浪人、爲雄勝柵戶、又勅坂東八國、陸奧國若有急速、國別差發二千已下兵、相救援、云々、八國とは陸奧を除きたる數とす。

（東八箇國）

抑此坂東八國は地形一區を爲し、其陸奧と相分離するを可とするも、自然の數なれば、即坂東（八國）陸奧（出羽をも攝す）は中世に於て對比の地方大號なりき。殊に源平迭興の頃に至りては東八箇國の語起り、坂東の區域は正しく白河、菊多關以南に限られたり、是れ則形勢上其當を得たる者とす。

盛衰記、平家物語に東八箇國の語頗多し、東鑑には治承四年七月、走湯山住侶覺淵が表白に、君（賴朝）者忝八幡大菩薩氏人、法華八軸持者也、束八幡太郎遺跡、如舊相從東八箇國勇士、令對治八逆凶徒八條入道、（淸盛）云々とあるは、當時の風俗が八數を喜びしことを知るべし。又長門本平語には、走湯山住侶が八員を撿するてふ一章あり、中に「君は東八箇國の中に流され、先當國の目代八牧の判官を討たるべし」と云ひて、伊豆をも東八箇國の中に數ふ。されど伊豆を數ふるは全く本義に背く、東八箇國の附庸とも見做すべき歟。之よりさき天慶の亂に「與世王、竊議將門云、雖討一國、公責不輕、虜掠坂東、且待氣議」又「虜掠坂東諸國畢」と云ひ、其國は實に八州の外、伊豆、駿河、信濃に及べり、（扶桑略記、將門記）是等唯坂東を中心に爲して、大略に云へるのみ。

鎌倉幕府の世に及び、多く關東てふ語を以て、幕府を指したる自他の稱呼に使用せられ、坂東てふ語は其頃より稍世俗に用ゐらるることを減ぜり。勿論關東てふ語は主に政治上、軍陣上に於て幕府將軍家の別號として使用せられしなれば、地理上の意義を缺ける例も多かりき。されど坂東てふ語には、いまだかつてかかる汎意多疑の事なかりき、南北爭亂の頃、太平記時代まで實に然り。惟ふに近世の如く、關東を以て、殆坂東に替へ、關八州と唱ふることゝなれるは、小田原北條の時歟、已前の書には關八州の名を見ることなし。鎌倉管領府（足利公方）の時、伊豆、越後、及び奧、羽、（合十二國は其所轄なりき、）而も世には稱して東八箇國の管領といへり、實數州域の其名に副はざりしことあるをも覺るべし。

（關東）

東鑑に關東二十八國、關西三十八國の語あり、（建仁三年）喜田氏曰、二十八國とは北陸道七國、東海道十四

國、(伊賀を除けり)東山道七國(近江を除けり)にして、愛發、鈴鹿、不破の三關以外に恰當す、三十八國とは伊賀、近江より五畿、南海、山陰、山陽、西海(二島を數へず)諸國を合せたる者とす、又源平盛衰記、文治元年、賴朝が二十六國に兵糧米を課する事あり、此二十六國は玉海に「五畿、山陰、山陽、南海、西海諸國」と载すれば、三十六國なるべし、盛衰記の文に、二とあるは三の誤たること必せり、云々、解き得て餘蘊なし。德川幕府に及び、東三十三國、西三十三國の稱ありて、公邊にも通用せり。是は已に承應二年の秤器公賣の文書に出て、寛文八年の閣老連署狀によれば、東三十三國とは東海道十五、東山道八、北陸道七、山陰道内丹波、丹後、但馬の三、(以上)西三十三國とは爾餘の西方諸州を數へし也。三丹を東方に數ふるは其理由を詳にせざるも、形勢の自然に背くこと言ふまでもなし。

太平記には坂東八箇國、東八箇國、また單に八箇國と云ひて、坂東を指したる例頗多し。其他坂東の八平氏、坂東道など云へるも载せらる。(太平記に云へる八平氏は、江戶、豐島、葛西、河越などと擧ぐれば、小田原記なる古河公方の關東八家、謂はゆる「小山、佐竹、宇都宮、那須、長沼、結城、小田、千葉」とは相異なり)殊に尊氏と　貞とが、八箇國管領を競望して、遂に爭端となれるも著顯の事實とす。然るに此に保曆間記に、

建武元年十二月、成良親王と申に、足利直義副て、關東八箇國の守護として、鎌倉へ下向、

と錄したるは、稍注意すべし。是も八箇國を限りて關東と指したるにあらず、二十餘國の關東の內、八箇國との義也。建武記の决斷所沙汰條々の中に「關東十箇國成敗事」とあるも、其次なる奧州式評定衆、引付諸奉行、並びに關東廂番次第に參考して、坂東八國と奧羽二國を合し、關東十箇國と數へしを推斷すべし。

(關八州)

凡八國の坂東を以て關東の全域と誤るの習は、南北爭亂以前にはいまだなき事とす。鎌倉大草紙に據れば、足利管領は關東十二州を所轄したり、(管領武鑑にもしか云へり)是は十箇國成敗の外に、執事上杉憲顯が(畠山、新田等を擊破して)伊豆と越後とを賜はりければ、遂に十二箇國にも及びしのみ。

抑當初海內を二分して其一を關東と稱したる者が、後世縮少して、坂東八國と相涉り、遂に相混したる者は、歷史上の顯象として、明に鎌倉管領府の縮少に因れりと判知せらる。何となれば鎌倉府の盛時に、六波羅探題をして分掌せしめたる西國は、謂はゆる三十八國にして、鎌倉直隸の關東は二十八國なりしならん。然るに足利家に及びては、京鎌倉は其本支を錯倒したるのみにあらず、鎌倉成敗は十二箇國に減削す。されば京師室町府の直隸は、四十四箇國を數へ、駿河、甲斐、信濃、越中以西は皆鎌倉管領の分知する所にあらず。從ひて已前廣かりし關東は「關東管領職」の分國減削と共に、縮少したるを思ふべし。此に於てや關東管領てふ軍政上の名號と、坂東八國てふ土地上の名稱相交り、遂に關東を以て坂東に代へ、關八州(クワンハッシウ)の名をさへ生めり、如是の轉變は、早くとも鎌倉足利氏の時を超えざる者にして、恐らくは小田原北條氏の日にやあらん。

江戶太田氏江亭記(文明中)の諸篇の中に、關東を山東といひ、關左といひ、自關以東八州とも云へり。又惺窩文集の中に「我日本六十州之間、誇游觀廣覽之美也者、以關以東之八州爲甲、八州之美、以士峰、武野、隅田、筑波之四景、爲冠、文祿癸巳、蒙八州牧伯源君亞相(家康)之佳招、而遊武之江城」云々。是等は關東を以て、大略坂東の意に使用したれど、浮泛の辭たるを免かれず。又關と云ふを箱根足柄の柵と見做すことも、此頃より起れる習ならんが、之に因れば伊豆は箱根關の西に在りて、關東と爲し難きことと爲る。

江戶幕府も前代武家の跡を追ひ、殊に鎌倉を典型としれば、亦關東を以て自號し、京師公家よりの稱謂も常に關東といへり。然るに地方區劃にも關東の名を取り、關東天台宗法度(慶長十八年)と云ひ、關東郡代(伊奈氏世襲)と云ひ、寛永十二年の幕令に「關東中、代官并百姓」など云へり。是等江戶幕府の關東と指せるは、天正十八年の關東御入部の事情に參考して、其方域は利根水系八國に伊豆を併せ、九國なりしを知るべく、而も慶長五年の大戰以後は、甲斐、駿河、遠江、信濃まで關東郡代(伊奈氏)の管掌せるを見れば、關東とは謂はゆる富士見十三州の別名たるを思惟せざるべからず。是れ江戶時代に於ける、關東郡代の管掌地方の擴張に因る者とす。されど此關東郡代も、寛政四年廢職と爲りしが、同二年改修の定書(百箇條と稱へらるる者)に關八州を以て、直隸地なりと、法文上に明揭して、其八州の目をも數へ、即伊豆を除かれたり。是れ則從前の汎意多疑なる關東てふ語を避けし者にして、亦以て寛政刑典の用意精到なる想ふに足る、而も猶關東と相涉り、坂東の明確なるに如かざるなり。(再考、關八州の名の法文上に始めて顯れしは、享保六年、乃至十八年の事なる由は、科條類典に因り知悉せらる、寛政刑典は之に仍れるのみ)之を要するに、利根水系は、坂東もしくは關八州と稱ふるを當然とし、關東を以て之を呼ぶ、妥貼ならずと知れかし。

相模國

相摸國

坂東平野の西南隅に居り、南は大海に面ひ、東海道之に係り、其疆域、西は伊豆、駿河と山嶺を以て相限り、東は原野直に武藏に連なる。國の中央に雨降山あり、大山とも稱す。大山の西には酒勾川の水域あり、西郡(足柄)と云ふ。大山の東には馬入川の水域あり、中郡、東郡と云ふ。三浦半島は別に東南に斗出し、相摸海と江戸灣(東京海灣)の間に橫たふ。今面積百十六方里餘、八郡に分ち、神奈川縣治に隷す。本篇は地形に考察し、津久井郡を除き、甲斐國に揭けたるを以て、七郡を載するのみ。

(相州)

相摸の摸は字書、摸、模古來相通用せらる、而も古書多く摸字を採用す、(村岡氏云、日本紀、續日本紀、作相摸、東大寺文書所蹋印文、摸作摹、延喜式、職原抄、拾芥抄、从木作模、恐譌)模は譌なるべし。後世には修して相州と云ひ、詞人更に湘山、湘中の目あり。○相摸は和名抄佐加三と訓み、後人之に同し、然れとも古事記に相武國に作り、佐賀牟と訓みたり。相摸も本訓佐賀牟なりしが、稍下りて佐賀美と爲れる者たるを知る。相武は國造本紀に、

(相武國)

志賀高穴穗朝、武刺國造祖、神伊勢都彦命三世孫、弟武彦命定賜、

又稱德紀、神護景雲二年二月、從五位下漆部直伊波、賜姓相摸宿禰、爲相摸國造とある是なり。然るに國造本紀、別に師長國ありて、師長の國境は西郡及び中郡の一部に及ぼせりと想はるれば、古の相武は卽今の東郡及び中郡の一部を指せり。相武の小野並びに相摸川、相摸原等は其舊域に在り、師長と相判別す。萬葉の相摸國歌の中に、

相摸禰の乎美禰みそくしわすれくる妹が名よびてあをねしなくな

とある嶺も雨降山の事歟、西郡の山にはあらず。國郡制定の時、師長を廢し相摸へ併せられ、天平七年相摸國封戸租交易帳(正倉院文書)に合八郡と錄す、和名抄之に同し。書紀通證に相摸の名義を論し「谷重遠曰、當國足柄筥根坂下見、故曰坂見」とあるは、固より誤れり。或は武藏相摸の上古には一國なりけん形勢を想ひ、古語の解釋例を應用して、

此二國其初め身狹の國と稱へ、其後に至り身狹の上、身狹の下と二つに分たれしなり、身狹てふ名は、他國ながら上總國に武射郡あり、古書には武社國とも云へり。○古事記「され佐斯佐加牟」と云はれしを想ふに、されは歎詞也、佐斯とはやかて國の名なり、佐賀牟とは佐斯賀牟の斯を省きたるにて、佐斯の國の上の方なるべし、隣れる國を牟佐斯(武藏)と云ふは、斯牟佐斯の斯を省きたるなり、云々、

など論する者さへあれど、共に牽强に過ぎたり、疑はしきは唯之を缺かんのみ。又一書に、坂上の中略と云ふも明徵なし。風土記殘本に嵯峨身云々の說あれど、其殘本とは全く近世の僞書なれば、ゆめ欺かるる勿れ。新篇風土記には佐賀牟はサカシの轉用にて、足柄坂の峻險なるより出しかと疑へるも、其故を得ず、上古の佐賀牟は西郡の足柄坂の邊に起れる名稱にあらずと知らずや。

新篇相摸風土記稿(天保年中撰)云、御當家御分國となりしかば、御料に縣令を置かれ、小田原城は大久保七郎右衛門忠世賜はりて在城し、各所屬の邑里を治む、其他各郡の村里分裂して、麾下の士の采地に賜ふ、凡天正十八年北條氏滅亡の後、豐臣太閤國中の田圃を檢して貢數を定む、其高十九萬四千石なり、後慶長中、彥坂小刑部元正檢地あり、正保の改に國高二十二萬六百石餘、近世開墾の地多きが故なり、今又增加して凡高二十七萬四千石餘に及ぶ、田租の外山林の住民は薪を採り炭を燒き、海濱の住民は漁介を獲て或は貢進し、或は其代永を收む、又宿驛に附て夫馬の課役を奉はるものあり、渡口に就て川越の夫を役するものあり、云々。

相摸灣

又相摸海と云ふ、古歌に相摸潟とよめるもあり、夫木抄「さかみ潟夕日の末に百津島けちめ見えたる波のさやけさ」爲廣とあり、其百津島は萬葉の相摸國歌の中に、

母毛豆島、安之加良小舟あるきおほにめこそかるらめ心はもへど

とあるを本とし、八雲御抄に當國の名所に百津島を擧げたり。相摸灣の島嶼としては第一に伊豆の大島を推さざるべからず、百津島とはそれにや、不審。○水路志云、相摸海灣は城ヶ島と眞鶴崎の間にありて、幅凡廿二浬、彎入凡十浬半、其東部に於て小網代、小多和、江ノ島等の錨地あり、江ノ島錨地より以西は、眞鶴錨地を除く外、一の大船錨地無く、而して其濱岸は陂岸、或は沙岸にして、槪低山脈なり、然れども其西方の一部は石瀨にして、陸陂相半し、背後に高山を負ふ、此海面は常に强勢なる向岸海流あるが故に、船南西方より來り浦賀水道に向進する時は、此灣内に推し流さるゝことを懼る。又云、土用浪は每夏期、土用節の前後に方り、風の强弱に拘らず、相摸海に起り浦賀水道に及ぼし、數週日に涉る事あり、其前兆は累々たる白雲塊(土人立雲と唱ふ)伊豆大島以東に聳立するを見れば、其來るや遠からずと知らる、此浪は沖合よりも濱岸に近つくに隨ひ、愈其勢を逞くするものにして、大抵沖合に於て其高さ十呎なる時は、濱岸

(母毛豆島)

に於ては飛揚二十呎餘に及ぶと云ふ、故に此浪に逢ひたる小船舶は、務めて遠く岸を離れて航せざる可からず。

足柄郡

(西郡)
(阿之我利)

足柄郡　國の西部にして、足柄箱根の山險を以て駿河、伊豆と相限り、北も重嶺を以て甲斐に限る。古來上下の二郡に分てど、其境域の變遷あり。古の足上郡は大略酒匂川の中游西岸、並に下游左岸の郷里を總べたり。後世上下の郡境混同し、西郡を以て之を呼ぶ、小田原北條役帳に見ゆるごとし。寛文年中上下の郡號を復し、足柄の山中を足柄上郡に屬せしめ、下游左岸の地を足柄下郡に併せ、且餘綾郡中村郷の地をも取れり。足柄は萬葉集に多く見え、或は阿之我利と云ふ、即訛言に出つ、名高き贋書總國風土記に、相摸國足輕郡云々とあれど、固より採るに足らず、但し書中に此山の杉にて造れる船の足の輕くしてとあるは、古書の逸文にて、續歌林良材に、

相摸國風土記に云、足輕山は、此山の杉の木をとりて、舟に造るに、足の輕きこと他の材にて作れる舟に異なり、よりて足輕山と名附けたりと、云々、

とあれば、舊說なるや明白なり。然れとも是說の果して語言の眞解釋なりや否やは、自別問題に屬す。

安思我良のなてもこのもにさすわなのかなるましづみころあれひもとく〔萬葉〕
母毛豆思麻安之我良をぶれあるきおほみめこそかるらめ心はもへど〔同上〕

足柄上郡　酒匂川の峽谷並に足柄山の地にして、今面積二十六方里、二十六村、人口四萬、松田村に治す。

(足上郡)

此郡は續紀、靈龜元年三月の條に、相摸國足上郡と云ひ、延喜式並に正倉院文書にも足上郡とす。和名抄、足柄上郡(高山寺本柄字を刪る)註して足辛乃加美と云ひ、五郷に分つ。後世郡堺郷里出入し、古今の管內同しからずと知るべし。○正保中改高二萬四千石、天保に至り三萬四千石。

(西山家)

川西　今川西村と云ふ、酒匂川の峽谷にして、河內川と鮎澤川(御厨川)の交會にあたり、駿州駿東郡六合村(小山生土)に隣接す。山北驛の西一里、蓋川村の西里の義歟、近世は西山家と稱したり。新篇相摸風土記稿云、川村郷川西村の新庄城は小名峯の西方の山頭にあり、遠山左衞門尉政景が居城たりしと傳ふれど、全く北條氏の支城にて、番兵を籠置たりと覺ゆ、永祿十二年、武田信玄の爲め一旦落城せし事管領九代記に見えたり、又天正九年、武田勝頼此城を攻めし事、寛永土屋譜に見ゆ、十八年小田原籠城の時、遠山左衞門尉政景江戶より爰に來たりて守衞せり、かくて東照宮甲州先方の士を向けられ、遂に當城を陷し給ふ、是より廢城となりしなり。

谷箇　今谷箇村と云ふ、川西村の南にして、酒匂川の南岸に屬し、足柄矢倉嶽の下とす。江戶幕府の時、川村の兩番所とて、川村、谷箇の二所に關を置かれ、小田原藩の守衞に係れり。

河內川　酒匂川の一支源にして、川西村を谷口とし、北方に擴延し、谷中に中川、世附、玄倉、神繩、山市場等の數村あり。三國山、大群山、丹澤山等の圍む所とす。東西五里、南北三里許、其溪流は川西に於て酒匂川へ入る。

中川　今中川村と云ふ、川西の北三里、大群山を以て甲州道志谷と相界す、鑛泉あり。○新風土記云、中川村の湯澤に城址あり、北條氏の支城にて、永祿十二年十二月、武田氏の爲めに陷され、それより廢す、村の東湯河原に溫泉涌出す、冷湯浴にたへず、効驗薄しと雖、村民瘡疾を療するに充つ、建武二年、細川四郎入道義阿、湯治の爲にとて、相摸國川村山に有けるが自害すと、梅松論に載せたるは、當所を云へるにや。○中川の東に玄倉村あり、丹澤山塔か嶽の下とす、中川の西は世附村にして、駿甲の交堺なる三國山の下とす、天正十八年豐臣氏制札に黑藏に作る。

(玄倉)
(河村山)

川村　今川村と云ふ、舊は郷名に呼び、松田の西なる酒匂川峽谷の總號なりき、今は山北、岸、向原の三里を合せて川村と云ふ。東鑑「治承四年十月、河村三郎義秀、被收公河村郷、被預大庭景義」とあるは此地の事にて、又文治五年、奥州阿津加志山の戰に、河村千鶴丸年十三にて從軍す、其他河村氏の人々同書に見ゆ。又治承四年十月「大庭三郎景親、爲加平家之陣、件一千騎、欲發向之處、前武衞率二十萬騎精兵、越足柄給間、景親失前途、逃亡于河村山云々」とあるは、當時向原以西の峽谷、甲駿の境に至るまでを、河村山と云へるならん、盛衰記には「足柄より北、星山と云所に逃籠て息をつき」云々とありて、足柄路の北に隣れる大峽谷とす。梅松論に細川四郎入道義阿が河村山の湯山に居れりと云ふは、蓋中川村の事とす。

新篇風土記云、河村の土人の傳に、昔新田義興鎌倉を落ちて、村內に城郭を構へしが、無勢にして保ち難く、篠澤より山越して甲州へ逃れしと云へり、其城は城が尾と云ふ地歟、又山北の淺間山の續きに戶張城址あり。○南山巡狩錄云、正平七年三月、新田の人々鎌倉を落て相摸國にいたり、河村が城に引籠り、尊氏方と戰ひ給ひし事、正史に見る處なし、ひとり三宮彌四郎元胤が申狀、河村の城に發向のことあり、しからば是年彼所にて合戰あり、

落城に及びしか、太平記三十二、直冬降參の條に、「翌年の春、新田義興、脇屋義治は相摸の河村の城を落て」とあるを、參考本に正平八年の春成べしと推考の辨をなせども、今三富が申狀より考ふれば、今年落城ありしがごとし。

山北（ヤマキタ）　今川村の大字にて、鐵道車驛とす、本驛と小山驛の間、酒勻川の溪崖に添ひ、隧洞七所、橋梁十一所を通過す、東海道第一の險阻とす。

山北驛は酒勻川の北岸、標高三六〇米突、此より以東、鐵道は河水の左方を繞りて國府津に向ふ。

皆瀨川（ミナセカハ）　今都夫良野と併せ、共和村と改む、山北と川西の間とす。村内金山社の古鏡、徑一尺一寸八分、佛像七躰並に日月を鐫、裏に銘あり「相州西郡河村鄕深澤金山、御本地(中略)大檀那左衛門大夫、正長三年庚戌、壬十一月、大工守重」。

高家鄕（タカヘ）　和名抄、足柄上郡高家鄕。○今詳ならず、新篇風土記に、高尾村を以て之に擬すれど、高家の轉りて高尾と化れりとも思惟せられず、地理の上より推せば、もしくは松田鄕の舊名にや、高山寺本には豪高に謬る。○地理志料云、高家、諸國有之、訓加支倍、又多加倍、太支倍、多加夜、此從孰訓、今不可攷、姓氏錄有高家首、與大庭和田二氏爲同族、州有大庭和太二鄕、豈高家氏所居耶、祀典載大住郡高部屋神社、與高家語相近、不知洙否。

松田（マツダ）　今松田村と云ふ、川村の東に隣り、足柄上郡の大邑なれば郡衙を置かる。鐵道國府津へ四哩、松田より秦野(曾屋)納屋へ通する別路あり、煙草を名産とすること秦野に同し。

東鑑に「治承四年十月、波多野右馬允義常、於松田鄕自殺」「十一月、義常遺領之内、松田鄕、大庭景義拜領」などあるは此とす。又松田亭あり「十月廿五日、入御松田御亭、此所中村庄司奉仰、日來所加修理也、侍廿五間、萱葺屋也」。○新篇風土記云、松田亭址、今詳ならず、これは中宮少進朝長(賴朝の兄)が舊宅なり、朝長の母は松田鄕の領主義常(波多野)の姨母にあたれり、「東鑑」後大庭景親、平家の爲に更に改造ろ、壽永二年、十郎藏人行家此亭に在りしが、去りて信州に赴くこと、源平盛衰記に見ゆ。○松田氏は、東鑑に松田彌三郎常基、松田九郎、松田小次郎などあり、皆此地の鄕士にや。伊勢長氏が相州を侵畧する時、松田左衛門尉賴秀、其軍を迎へ降り、遂に小田原殿の老臣に列す。天正中に松田尾張守憲秀、兵部大夫康秀あり、役帳に松田筑五百貫文、松田左馬助。○東鑑、承元四年六月、於相摸國丸子河、土肥小早河之輩、與松田河村一族、有喧嘩事、兩方郎從被疵、其後相互籠城之由、依令風聞、爲相鎭之、義盛義村奉命出向、云々。

總領（ソウリヤウ）　松田總領と云ひ、即松田の驛所とす。其西に庶子あれば、中世松田氏傳領の頃に起れる名目とす。總領の神田明神は、延喜式、足上郡の寒田神社なるべしとも云ふ。然れども寒田の寒字を音讀したるによりて、唱謂をあやまれりともおもはれず、猶考ふべし。○永祿二年小田原役帳に「江戸遠山丹波守、百三十八貫文、西郡松田惣領分」ありて、松田延命寺は遠山氏の本願建立とす、寺傳並に遠山家譜に據れば、丹波守景信、次に隼人佐直景(後丹波守とも云ふ)永正中の人也、次に藤九郎綱景、天文中の人也、次に遠山甲斐守(右衛門大夫とも)政景、天正中の人也。

庶子（ソシ）(金手)　今松田村の大字とす、往時松田氏が庶子に讓與したることありしより、轉して地名に化れる者とす。永祿二年役帳に幻庵知行、松田庶子三十貫文とあり、又今金子へ併せし金手も彼書に見えたり。

西明寺（サイミヤウ）　今松田金子に在り、元は松田庶子にありければ、松田西明寺と云ふ、西又最に作る。新篇風土記云、金子村の最明寺は、寺傳に據るに、開山源延、淨蓮房と號す、東鑑、建曆三年三月の記に、淨蓮房等柳營に參上し、法華淨土兩宗の旨趣を談せし由見えたり、此僧世塵を厭ひ、松田の山中に一宇を建て卜居す、特に彌陀を信敬する事淺からず、信州善光寺に詣する事數度と、高祖傳に見ゆ、承久三年、善光寺三尊の彌陀像を摸して本尊とす、所藏の古文書皆西に作る、慶長二年の物に始て最の字を書す、應永以後屢擾亂を歷て殆頽廢せんとせしを、僧賢昌深く愁ひ遂に再興の念を發すと雖、庶子の地は山路險隘にして僻遠なるにより、新地を擇べるに、當所おのづから庶子の舊場に似たれば、文明元年爰に移轉して再興の志願を遂く、故に賢昌を中興の祖とす、吾妻社、十一面觀音を本地佛とす、永祿九年四月、北條綱成更に其神田を西明寺に預け、修理等の事に任せしむ、天正中綱成(法名道感)寺境四至の判狀を與ふ、今眞言宗を奉す。(金子)

河音川（カハオト）　四十八瀨とも云ひ、寄村稻郷山の奥に發し、南流、齋藤川を併せ、松田の東に於て酒勻川へ入る、長四里。河落川とも稱す、其酒勻交會の邊を十文字の渡と唱ふ。

神山（カウヤマ）　今松田村へ併す、河音川を隔て其東に居る、四十八瀨の磧井に二段の瀧あり。○小田原殿、天正九年の文書あり、

二貫九□文、神山增段錢三分、此外三分一は、自乙卯年御藏納致來、右先年無檢地在所、就御代替、雖可被改候、其以來被打置鄕村、只今事六ヶ敷間、以段錢增分被仰付候、米穀計難調付而者、員數相當次第、黃金永樂綿漆等、有合候物を以可納之、然者十一月十日、必可致皆濟所、可捧一札旨、被仰出者也、仍如件、辛巳十月十七日、神山代官百姓中、(虎朱印を押す)

上秦野（カミハタノ）　松田の北なる山村にして、舊は東山家とも云へり、(川村の東山なればなり)今上秦野寄

（東山家）（寄）
の二村に分つ、秦野郷の西に接す、東山家の古刹彌勒寺（ミロクジ）は今寄村の管内なるべし。

新編風土記云、東山家村内に彌勒堂あり、建久三年、頼朝夫人臨産の時祈請せらる、東鑑曰、御臺所御産氣、御加持宮法眼、驗者義慶坊、大學坊等、鶴岳相摸國神社佛寺、奉神馬被修誦經、所謂福田寺（酒匂）彌勒寺（波多野）云々と見ゆ、按ふに波多野彌勒寺とあれど、波多野は大住郡の庄名にて、其地も廣くして、當村の近隣なれば、稱呼の爰に及しなるべし。僧得勝當寺に寓居せしこと高僧傳に見えたり、曰、釋得勝、號拔隊、藤姓、相州中村人、相之彌勒寺、濃之桐山、駿之鷹打、遠之天方等、駐錫寓居、初庵定處云々、禪林僧傳にも見ゆ。

（彌勒寺）

三廻部（ミクルベ）　今上秦野村の大字とす。新編風土記云、昔三廻部に釋迦堂あり、釋迦牟尼佛と書してミクルベと訓する故、村名となれりとぞ、活板節用集（慶長印本）名字門に釋迦牟尼佛と書し、ミクルベと傍訓を附す、さては村名も古くは釋迦牟尼佛の文字を書せしならん、鎌倉淨光明寺、延德元年文書に據れば、相摸三久留部名地頭に、三久留部兵庫助と稱せし者あり、此地に住し在名を唱へしと覺ゆ。○今按、釋迦牟尼佛をミクルベと假借するは、其故を知らずと雖、もしくは三廻部に彼の佛堂ありしが故に、其佛名を假りて村名、氏號にも轉したる歟、地理志料には「節用集、有釋迦牟尼佛氏、訓美久留倍、注云在坂東、蓋居此、爾美（ミクルベ）一聲通、即如來部之義也」と論斷せり、猶考ふべし。

（釋迦牟尼佛）（三久留部）

菖蒲（シヤウブ）　今上秦野村の大字とす、東鑑に「建保元年、和田追伐勳功、相摸國菖蒲、相州」（北條義時）とある舊邑にして、小田原役帳に遠山藤六六十貫文、西郡菖蒲、柳川云々。（足上郡餘戸郷を參考すべし）

塔嶽（タフ）　上秦野の北嶺にして、丹澤雨降の西にとなる。新編風土記云、此山の中腹に土俗黑尊佛と唱ふる大石あり、高九丈八尺許、其形座像の佛體に似たり、故に此稱あり、此山を他郷にては尊佛山（ソンブツ）と唱ふ、土民の説に、旱魃の時此石に雨を乞と云、又石上に生ずる苔を土人御衣（オコロモ）と稱し、瘧疾を煩ふ者あれば是を取て煎じ、用必効驗ありと、郡中三廻部村觀音院にては此石を孫佛尊と呼び、其寺の山號をも孫佛山と唱へり、此寺法名を福聚寺と號す、天台宗、天文已來擾亂に依て漸々衰微に及びしが、永祿元年當村山中金澤と云所より金銀砂を産せしかば、礦夫等かしこに集て土着する者數百戸、當時の檀越となる者多し、故に彼地に寺を移せり、其後金銀砂も産せず、礦夫も離散するに至りて、當寺も舊地に復せりとつたふ。

（尊佛山）

篠窪（シノクボ）　今上中村（カミナカ）と改む、松田の東にて、大井村の北とす。舊大井（オホヰ）庄の中なりしと云ふが、中村庄に比隣すれば、後世中村庄に併せられし者とす。○新編風土記云、篠窪村は、明德應永の頃は二階堂出羽守政貞が所領たり、按ずるに二階堂氏の祖は山城守行政と云へり、建久元年公文所を政所と改るに及て執事となれり、鎌倉二階堂谷に住す、故に子孫是を家號とせり、行政が次子を隱岐守行村とす、建保元年、和田義盛謀叛せし時、是を討て功勞あるが故、五月當國大井庄を宛行はる、當村も其領中なりし事識らる、然れば此頃より二階堂氏傳領して、政貞に至りしなるべし、政貞當所に住せしかば、子孫篠窪をもて家號とす、天文の頃篠窪出羽入道某と云者あり、永祿の頃は篠窪氏部丞知行す、西郡篠窪卅貫文、柳之村拾七貫文、云々。

（上中村）

中村郷（ナカムラ）　和名抄、餘綾郡中村郷。○今本郡へ入り、中村、山田村、井之口村、及び上中村等にあたる。中村とは磯長の中村の謂ひならん、下中村は古の磯長郷の地にあたる、此地は酒匂川と金目川（花水川）の中間に一水系を成し、中村川あり南流す、長三里、直に海に入る。

（中村川）

中村は中世庄名に呼び、東鑑、治承四年、中村庄司宗平、また建久元年、二品上洛、止宿中村庄など見ゆ。○鴨澤（カモサハ）は今中村の大字とす、鴨澤の要害は某年（明應の頃か）十二月、上杉治部少輔朝良入道建芳、此要害を攻し時、三浦陸奥守義同入道々寸與力し、道寸が家人武和泉守某討死せしかば、建芳より和泉守が子源五郎某に感狀を與ふ、其狀に鴨澤要害と見ゆ、又道寸よりも感狀を與ふ、其狀には於上中村討死云々と載す、其上中村郷中たるが故なり。〔新編風土記〕

（鴨澤）

御所八幡宮（ゴショハチマン）　今中村大字遠藤（エンドウ）に在り、御所又五所に作り、或は之を郷名に轉し、天正十八年豐臣氏の條目に御所之宮を郷名に呼べり。此宮は長祿文明以下の棟札を傳へ、其文明十三年の物には「上中村郷五所八幡云々、建立施主平朝臣景貞、當別當權律師快眞、遷宮法施土屋大乘院、神主原田四郎左衞門尉國吉、當所政所山室周防入道了春、海老名方政所賀藤五郎右衞門、常樂庵主安壽寺住持」など錄す。〔新編風土記〕永祿役帳に上中村、下中村、又下中村惣領分など云ひ、又中村の下に重複せる地名を添ふるもの最多し、頗廣き庄なりしを想ふべし。

（遠藤）

井之口（ヰノクチ）　今井之口村と云ふ、松田の東二里、中郡の土屋村に堺す。簑笠明神社あり、文明十八年道興准后經回の時、劍澤簑笠の森を詠したり、其社に天正十一年の棟札存す。○燕石雜志云、みの笠の森、これは素盞嗚尊の故事を思ひよせて詠給へるなるべし、神代紀一書說、素盞嗚尊結東青草、以爲笠簑、而乞宿衆神、云云、萬葉集卷十二、久堅乃、雨零日乎、我門爾、簑笠不蒙而、來有人也誰。

簑笠（ミノカサ）の杜とて、社頭ましましける、しばらく法施し侍りて、〔回國雜記〕

（簑笠森）

天が下守らん爲めの誓とや此に來賓る賓筵の儀。

大井（オホヰ）　今上曾我（カミソガ）、鬼柳と併せ、曾我村と改む、松田の南一里餘、酒匂川の東邊にして、下曾我大友に接す。こゝに酒匂堰は大井村の北、金手の際に於て酒匂川を堰入れ、大井、大友を經て、國府津の西に於て、森戸川に合流し海に放つ、慶長年中に疏鑿せしものと云ふ、「新編風土記」に鴨宮の菊川と唱へ行し、長二里餘、地名大井とあるにより推せば、古く堰の北に在りしを、慶長年中に修成したるにあらずや、堰、井、往々混同す。永祿役帳に、大井山田、三百四十五貫文、小幡源次郎とあるも此也、山田村今別立す。

（山田）（上曾我）

大井は中世庄名に呼ぶ、東鑑、文治四年、延曆寺領相摸國大井庄、於年貢者早可進上寺家」、云々、又、建保元年、和田義盛一黨跡、大井庄、山城判官（二階堂氏）云々、後篇を參考すべし。○新編風土記云、大井宮明神は大永二年、北條左京大夫氏綱社頭法令を頒布す、

西部大井之宮、社頭可爲神主屋敷、不可有一円役事、神領事私領外也、神領已下不可相綺、若以違背とも得、負神田令押領事有之付而者、以日記可申上之事、社人等事、祭禮修造掃除等、神主以下知、社用可走廻、若下知を社人不用者、神田内役免抑事有之者、其役免取放、可修理付事、以上、右定置條、若背此旨輩有之付而者、可捧目安者也、仍如件、大永二年壬午九月十一日、大井宮神主、圓泉坊、遠山奉、

又云、此村民家の後の畑中に石塔あり、高七尺餘、文字剝落して、僅に嘉元二年十月中旬云々の字のみ存せり、土人宗胤の墓と云ふ、其餘小塔十三基、[illegible]す、高各三尺許、鬼柳（オニヤナギ）[illegible]百八十貫文、永正十六年領役帳に見ゆ。

（鬼柳）

櫻井郷（サクラヰ）　和名抄、足柄上郡櫻井郷[illegible]、今詳ならず、曾我とよや曾我を[illegible]のまで道、[illegible]比、栢山の[illegible]、櫻井村とも云ひ、[illegible]址は足柄上郡の故城にあらず、新編風土記に境村に櫻位相現社あり、こゝ歟と云ふも、境村は上中村の中なれば、之を櫻井郷とは同じ難し、もしくは上曾我、大井の邊の舊名歟。

岡本郷（ヲカモト）　和名抄、足柄上郡岡本郷。今詳ならず、近年（?）岡村を岡本と改めしも故あることにや。古書里の位置を指すに、足柄、塚原の邊は下郡の域内とす、されば岡本郷は其北ならざるべからず、今酒田村に大字岡野あり、其邊にや。

（岡野）

正倉院文書、天平七年、相摸國封戸租交易帳、足上郡、岡本郷生拾戸、田肆伯貳拾參町、云々。○岡野は小田原役帳に岡野村と云ひ、松田庄と分ち慶長中のものには岡村と作す。

延澤（ノブサハ）　今岡野、金手島、牛島、中名等を合せ酒田村と改む、松田の西とす、永祿役帳に、西郡金井島、また「延澤百五十七貫文、此内四十八貫、甲辰川成永不作」など見ゆ、牛島、中名（ナカナ）なども見えたり。延喜式に、相摸國高野馬牛牧と云ふを找すれど、其牧址今はつたへず、高野の名もなし、牛島とあるにつけて牛牧の地かと疑はるゝ節なきにあらず。

（延島）

吉田島（ヨシダジマ）　今吉田島村と云ふ、延澤に接し、酒匂川に倚り、松田村と河水を隔つ、永祿役帳に西郡吉田島百二十貫文と云ふは此也。

曾比（ソビ）　今栢山と併せ、櫻井村と改む、大井の西にて、酒匂川の右岸なれば、塚原村に對し、栢山は小田原牧狩（カヤマ）、賀山に作る。

（賀山）

新編風土記云、曾比村は中世庄名に唱へたる如し、永祿役帳に、中曾祢[illegible]と云ふ、その間[illegible]也、永祿役帳に、百五十貫文、[illegible]其子孫今に[illegible]、又[illegible]田[illegible]守信春入道[illegible]、甲斐より[illegible]出仕の時、[illegible]の便[illegible]とす、後其孫石馬助信長、嘉吉元年、結城合戦の勸賞として、鎌倉管領より當村及び千津島村の地を充行れし事、鎌倉大草紙に見ゆ。○千津島は今福澤村の大字に存す、寶幡寺は眞言宗、寺傳に八幡太郎義家草創と云ふ、永徳三年當寺中興す、天正十五年四月、北條家より法談聽聞の制状を授與したり、大般若經の奧書に、相州大井庄曾北郷、淨瑠璃山新福寺と題す、北寺近世大井へ移す、栢山（カヤマ）村の曹洞宗、善榮寺は、北條氏重大夫の菩提所、宗哲の開く所とす、氏康の叔父宗哲の位牌を置けり、宗哲は塚原村沼田氏の子、大永中の人也。

（千津島）（栢山）

斑目（マダラメ）　今怒田、（?）下（マシタ）、竹松などを合せ、福澤村と云ふ、足柄の北に接し酒匂川の右岸とす、[illegible]字俗斑に誤る者多し、[illegible]と訓み、俗字にて、[illegible]岸の截然と盡きんとする所なりと云ふ、万葉集の相摸國歌に見ゆ、阿之我利（足柄）の麻萬の[illegible]のすがのすが枕あせかまかさむころせたまくら。

（[illegible]下）

斑目、竹松、怒田、千津島など、皆永祿役帳に載せたり、酒匂川は川村斑目の邊に、岩瀨の急灘と爲り、其堤防を大口堤と云へ、元祿中、關東郡代（伊奈）半左衞門忠順、北堤を起さんとして未果さず、寶永中洪水にあふ、奉行大岡越前守忠相、心を勞さしかど功なし、享保十一年、酒匂川水防の爲め、田中丘隅右衞門が官命を奉して築く所なり、堤上に禹王の廟を建つ、故に文命堤と名づけ、川村なるを西堤と號し、斑目村なるを東堤と號す、其他二所に石堤を築く、[illegible]、一は斑目村にあり、文命社、石祠なり、永十[illegible]、享保十一年丙午夏四月、奉官命、田中丘隅謹立、と彫にる、傍に一碑を建て、撰して文命堤碑と云ふ、「新編風土記」

怒田（ヌタ）　今福澤村の大字とす、請周に云ふ[illegible]あり、[illegible]永三年七月廿八日、甲斐守[illegible]、內式部丞[illegible]

(清川)

頗、於足柄山之麓、洗手早河底、是五妹不貝者、可爲鼓期生障碍、可入水由依所望也」とある早川即此とす、宿驛地平山の條を參考せよ。新編風土記云、怒田村湯川は、土人の說に古くは清川とも早川とも云ひ、承久記に範茂關本に到りし時、身を清川に投すと、承久記に見えたる此なり、東鑑には早川と云ふ、村內の古墳を、一說に範茂の墓と傳ふれば、其據あり。

足柄鄕

和名抄、足柄下郡、足柄鄕、訓阿之加良。○今北足柄村、福澤村、南足柄村等にあたる、即足柄山の下を廣く籠めたる者とす、後世郡堺混亂し、今は上郡の域內とす。或は下郡の箱根宿に足柄の唱あり と云ひ、彼地を和名抄足柄鄕に擬するものあれど、安定ならず。

矢倉澤

今內山、平山等と倂せ、北足柄村と云ふ、足柄峠の直下にあたり。其溪流は東北流して、內山に至り酒匂川へ入る、內川と名づく、關本川と相異なり。矢倉澤明神は足柄明神に同じ。

近世の足柄關は此に置かれ、矢倉澤番所と云ひ、小田原大久保家の守衞に屬し、小田原より三里半、足柄地藏峠を踰えて駿州竹下に至る、即古驛路とす。

內山

今北足柄村の大字とす、矢倉澤の北にあたる。(新編風土記云、濱居場城蹟は內山村の西方の山上にあり、字城山と唱ふ、矢倉澤村に接して、彼村の地域も少しく掛れり、東西北の三方に掘跡あり、北條氏兵士を籠置き、駿甲の入寇に備ふ、天正の頃は松田某守衞し、同九年六月北條氏當城の掟書を出せり、曰、ハマイ、掟、城より西之方へ一切人不可出、假初にも草木不可取、草木をば於東之方可取、松田代指置間、自然番衆無用之所にて草木取候者、則小田原へ馳來可披露候事、人馬之遣水每日城外へ取出、如何にも綺麗に可致、但城へ遠矢之內に不可置、遠所へ可捨事、當番之者城外へ出事、一切令停止候、鹿狸猶之物取與號、山中へ分入事、努不可有之、自然陣間居者、彼山へ入手可切頭候、又於物頭も可爲重科候、事、晝夜矢倉に人を付置、自然關落候之者見出、搦捕可來者、不撰侍凡下、可爲忠節候事、夜中之用心堅固、如何にも嚴密に可致之事、右定所如件、辛巳六月十九日、「虎朱印　當衆中」

平山

(酒水瀧)

今北足柄村の大字とす、內山と谷向の間とす、平山の酒水の瀧は、源は矢倉ヶ嶽より出、三段に落つ、瀧壺より次第して一の瀧(高三十九間半、幅六尺許)二の瀧(高八間許、幅同上)三の瀧(高十五間、幅同上)と唱ふ、其形狀銀河の中天より落るか如くにして、當國隨一の瀑布と云ふべし、側に不動堂あり、又石窟あり、昔時入定せし行者の窟なりと傳ふ、傍に秀圓上座と刻せし碑あり、年代事實共に傳はらず、(新編風土記)酒水或は蛇水に作る。

(急河)

貞應二年海道記に　逆川を立て、平山を過きて、高倉宰相中將、黃峠山のへみじり、急河と云ふ間にて、底の水屑と沈みにけり、つら／＼其昔を憶へば、(中略流れ行て返らぬ水の哀れにも消えにし人の跡と見ゆらん、云々」

とあるは、平山即此地にて、急川は急田の涌川なるへし、されば此一條の文は逆川と大嶽の間に係け難し、當に足柄關下と逆川との間に在るへきものか、誤りて錯置せられしなり、されど此平山も足柄關下の驛より逆川(雄總)の驛に向ふ路邊の地には非ず、ただ足柄山中の地にして、關下驛の北隣なれば、大略に平山をなすことかき、以て高倉宰相の物語を係けし也、黃峠山に探みべし。

矢倉嶽

(和乎可鷄山)

足柄峠の北に聳え、矢倉澤の西嶺とす、新編風土記云、矢倉嶽は萬葉に和乎可鷄山とある、即此山の舊名の由、仙覺に關本宿の驛翁が語りし事、仙覺抄に見えたり、又盛衰記に安達盛長、或夜の夢に、賴朝矢倉の嶽に足を懸けたることを錄す。

阿之賀利の和乎可鷄山のかへの木のわをかへさねもかつさかずとも」(萬葉集相摸國歌)

足柄峠

(足柄坂)

矢倉驛より西に登る一里、俗に或は峠と云ふ、峠下る一里、竹之下(駿東郡)に達す、古の足柄の御坂是なり。

過足柄坂、見死人作歌、

安思我良の美佐可かしこみくもりよの吾がしたばへをこちでつるかも」(萬葉)　安之我良の八佐可にたして袖ふらばいはなる妹はさやに見もかも」(同上)

古事記、日代宮(景行)段に「倭建命、悉言向荒夫琉蝦夷等、亦平和山河荒神等、還上幸時、到足柄之坂本、於食御粮處、其坂神化白鹿、來立爾、即以其咋遺之蒜片端待打者、中其目、乃打殺也、故登立其坂、三歎、詔云、阿豆麻波夜、故號其國、謂阿豆麻也」とある足柄之坂は、本居氏も相摸の御坂のことと云ひ、坂本驛の存在まで援引せらる。然れども此事を日本書紀には碓氷坂と云ひ、二書相違へり、阿豆麻波夜の言あるに據りて推斷すれば、上野國吾妻郡の上なる碓氷坂の事たるや明白なれば、足柄とは碓氷坂にも在昔ありし名なるへし。常陸國風土記には「古者、自相摸國足柄岳坂以東諸縣、總稱我姬國」云々とあるは、當然の言なれど、之を以て倭建命の登覽したまへる足柄坂の正證と爲し難し。又吾妻の三歎の本據に擬定し、走水の海を望める坂ならんと云ふも、拘泥に過きたり。

足柄關址

新編風土記云、足柄の古關は足柄峠の頂上よりこなたに、字をば明神といふ處あり、其邊を舊址ならんと云ふも、未慥なる證を得す、天慶二年、平將門關東に亂せし頃、衆に令せし詞に、足柄關を固むべしとあり、飛鳥井雅經の歌によれば、承元建保の頃は、定まる關もあらざりしと見えたり、全く廢蹟となりし年曆

は傳へず、頂上に足柄の古關址（北條家にて戰國の頃に置く所）儼然として存す、地今駿州竹之下村の屬也。

昌泰二年官符、應相摸國足柄坂、上野國碓氷坂、置關勘過事、右得上野國解偁、此國頃年強盜蜂起、侵害尤甚、靜尋由緒、皆出僦馬之黨也、何者、坂東諸國富豪之輩、啻以駄運物、其駄之所出、皆緣掠奪、盜山道之駄、以就海道、掠海道之馬、以赴山道、爰依一疋之馬、害百姓之命、遂結群黨、既成凶賊、因茲當國隣國、共以追討、解散之類、赴件等堺、仍[illegible]望請官裁、件兩箇所、特置關門、[illegible]、[illegible]勘過、唯詳拘姧類、勿妨行旅。○同三年官符、應以過所度足柄碓氷等關事、右得相摸國解偁、依去年官旨、始置件關、勘求部内浩擾、姧濫稍絕、而有過往還之人、[illegible]已無本司之過所、因無文勘據、更致稽擁、望請下知諸司諸國、令請過所、將以勘過、其當國以來諸國、過國之[illegible]、[illegible]下關合[illegible]、然則姧濫永止、人心自肅、謹請官裁者、左大臣宣、奉勅、依請、宜仰諸司并東海東山道等之國、依件令行。（類聚三代格）

眞靜法師、東なる人の許へ、まかりける道に、相摸國足柄の關にて、女の京にまかり上りけるに逢ふとて、

足柄の關の山路を行く人は知るも知らぬも疎からぬかな（後撰）

行かひの道のしるべにあらましをへだてけるかな足柄のせき、（相摸集）

東の路に[illegible]中に、

足柄の山の關守いにしへは有もやしけん跡たにもなし（爲日香井集）と[illegible]にて

[illegible]足柄の山、[illegible]

足柄坂は東海道第一の險要にして、[illegible]此坂によ

かり、令義解に「凡有集使、東海道、坂東（謂駿河與相摸界坂也）皆乘驛馬」云々と云へり。後紀「延暦二十一年五月、廢相摸國足柄路、開筥荷途、以富士燒碎石塞道也、[illegible]同年正月紀、駿河相摸國言、富士山晝夜[illegible]、[illegible]者、[illegible]之下[illegible]、占曰、干疫、[illegible]擁次第」云々、二十二年五月、廢相摸國筥荷[illegible]、[illegible]舊路」とあれば、當時は足柄[illegible]此際の事にて、[illegible]八年に[illegible]、又足柄碓氷の二關を置き、東國の[illegible]を設けたり、其後の沿革詳ならず。阿佛尼十六夜日記に、足柄山は道遠しとて、箱根路にかゝる[illegible]樹の中に、[illegible]足柄宿[illegible]に行旅の往來ありて、大小[illegible]に、[illegible]有[illegible]道、一日[illegible]、足柄[illegible]、[illegible]龜二年七月、宗祇湯本に死したる時、遺骸をば昇かせて足柄山中を過ぎ、駿州に[illegible]柄山をこえて、富士の[illegible]を北に見て、云々、足柄山はさらでだに越うき山なり、こしにかき入てただ人[illegible]にこしらへ、跡先に[illegible]、駿河[illegible]に落着す」云々。

足柄明神社（アシガラ） [illegible]矢倉澤[illegible]明神とも云ふ、[illegible]足柄[illegible]と號せい、[illegible]日本[illegible]白鹿に化[illegible]、古事記に見ゆ、建武二年十二月、足利尊氏新田義貞を竹ノ下（タケノシタ）[illegible]足柄明[illegible]に陣を設けし事、[illegible]、其[illegible]矢倉[illegible]、[illegible]諸書傳に、矢倉[illegible]と見えたれど、寛永の頃は既に矢倉澤村に移せしなるべし。

足柄[illegible]一[illegible]」と[illegible]、神のいます[illegible]也、[illegible]古事記足柄之坂本とあるに當れども思惟する能はざるも、上古より祭られし者たるべし、太[illegible]に「[illegible]足柄明神」と載せ、林氏神社考には[illegible]足柄明神、[illegible]、明[illegible]色白[illegible]、明[illegible]、[illegible]心[illegible]可[illegible]、[illegible]

うれしくもそのくさかさの宮居して守るもつれし足柄の關、（拾玉）

刈野（カリノ） 今南足柄村大字[illegible]、矢倉澤と關本[illegible]の間にして、[illegible]刈野一色、苅野若村の二名に[illegible]中世足柄山の村里を苅野庄[illegible]と[illegible]、[illegible]。[illegible]の[illegible]と云、[illegible]小餘綾[illegible]の[illegible]名に[illegible]、[illegible]、大中[illegible]東下向の條に、小[illegible]見え、[illegible]、（同、足柄の[illegible]を打越て、小[illegible]、[illegible]云々[illegible]、[illegible]足柄山を越[illegible]と云へず、[illegible]、（西行[illegible]足柄山にて、[illegible]とするものあり）兎に角慥なる傳へなければ詳ならず、[illegible]苅野[illegible]足柄三十六村[illegible]、[illegible]十[illegible]、[illegible]に苅野[illegible]、[illegible]七[illegible]、[illegible]苅野[illegible]

坂本鄕 和名抄、足柄上郡坂本鄕[illegible]、延喜式、坂本驛[illegible]廿二匹とあるにあたる、足柄[illegible]中を[illegible]

かれしならん、延喜式の相摸國の驛傳馬の記載に、誤脱あり、

驛馬　坂本廿二疋、小總、箕輪、濱田、各十二疋

と、驛所は四なり、即當州郡の例によれば、傳馬も四郡四所に散置せらるべきこと明白なり、而も

傳馬　足柄上（一に柄下）餘綾、（一に作高座）高座郡、各五疋

と云ひ、一郡一所を脫す。和名抄に據れば、足上、足下、大住、高座の四郡に驛家あるに參考し、餘綾は大住の誤なることをも知る、當に「傳馬、足下、足上、大住、高座郡、各五疋」に作るべし。

關本（ヒキモト）

今南足柄村と改む、松田へ（吉田島村を經て）一里半、小田原へ二里半、足柄山中の古驛にして、延喜式に坂本驛とあるにあたる、上部小總驛と、駿州橫走驛の中間也。東鑑、建久元年十月、將軍上洛の條に、四日酒匂、五日關下とある關下亦此

新編風土記云、常陸介菅原孝標が女、（東寺の北）足柄山麓に投宿せし事を記す、當時山中の幽寂なる樣想像すべし、更級日記曰、足柄山と云は、四五日かれて怖しげに暗がり渡れり、漸々入たつ麓の程に、空の氣色果々しくも見えず、えも云はず茂りわたりて、いと恐しげなり、麓に宿りたる所に、月もなく暗き夜の闇に、惑樣なるに、遊び三人、何こよりともなく出來たり、五十許なる一人、二十許なる、十四五なると有、庵の前に傘をさゝせて居ゑたり、男とも火をともして見れば、昔こはたと云ひけんが孫と云、髮いと長く、額いと能懸りて、色白く、きたなげなくて、さても有ぬべき下仕へなどにても在ぬべしなど、人々哀がるに、聲總て似るものなく、空に澄昇りて、愛たく歌を謡ふ、人々いみじう憐れがりて、け近くて人々もて興ずるに、西くにの遊びは、えかゝらねじなど云を聞て、難波わたりに競ぶればと、愛たく謡ひたり、見る目のいときたなげなきに、聲さへ似る者なく謡ひて、さも恐しげなる山中に、立て行く人々飽かず思ひ、皆泣くを、稚きこゝちには、まして此宿りを出ん事さへ飽かず思ほゆ「又曉より足柄山を越ゆ」云々、又貞應二年、源光行の紀行には山驛當時の繁榮を想像するに足れり、「吾道紀日、關下の宿を過れば、宅を並ぶる住民は、人を宿すを主とし、窓に歌ふ君女は客を止て夫とす、哀むべし、千年の契を、旅宿の一夜の遊女に結び、生涯の樂みを、往還の諸人の望にかく、翠帳紅閨、萬事の禮法異なりと雖、草庵柴戸、一生の觀念是同じ「櫻とて花めく山の谷ほこり已が匂も春は一時」道は順道なれども、宿を逆川と云所にとまる、云々。

狩川（カリ）

關本川とも云ふ、狩野猪鼻嶽に發し、東南に流れ、關本、塚原を經て、二川（フタカハ）村多古に至り酒匂川へ入る、長四里半、田土灌漑の利多し。

最乘寺（サイジョウ）

關本驛の西南、狩野山（明神嶽とも云ふ）の中に在り、大雄山と稱し、曹洞宗の名藍とす。

新編風土記云、最乘開山了庵、當國大住郡糟屋庄の人なり、名は慧明、了庵は其號なり、通幻に從ひ、遂に法嗣十哲の上首となる、應永元年占郷に歸り、上曾我村竺土庵に住す、後一偉人の指導に任せ、當山を開く、時に異人二人來りて勞を助け、地を穿て錢印を得たり、彼異人にた倉飯澤二神の化身と云、されば遂に功畢りて一寺退去れり、其法嗣越の永平寺に徙へりとて、小田原記に、關本の最乘寺開山了庵和尚、此山に山居ありしを、大森寄栖庵常に信じ、此寺を建立しける云々、境内最廣、山中松樹繁茂して、日影を洩さず、僧萬里の詩にも「最乘古刹樹參天」の句あり、是開山の遺囑にして、伐木を堅く禁ずるが故なり。○道了（ダウレウ）權現社あり、道了とは了庵の徒弟とぞ、寺傳に據るに無雙の大力にして、當山を開く時、師に力を協せ、大木大石を除き、其功少からず、又師の爲に當山守護の誓願を發起し、應永十八年、遂に天狗となりて山中に住せり、永禄三年、北條氏當寺に詣し時怪異の事、小田原記に見ゆ。今按に、道了とて最乘寺に祭るは、寺說に了庵の徒弟なりとも、又異人にて足柄飯澤の神の化現なりとも說き、其實詳ならず、此義諸山に謂ふ所の山神にして、台家の山王地主の神に合考すべし、而も之を徒弟と爲すは、山僧の所談、微意の在るあらん。○新風土記又云、了庵の法を嗣くもの五人（諸祖傳日、嗣法五人、日韶陽、日大陽、日大綱、日無極、日尼慧春）の内大綱は脇寮大慈院の始祖、尼慧春は格庵の初祖なり、本尊華嚴釋迦及び十六羅漢を安んず、羅漢像の事は梅花無盡藏にも見ゆ、境内最廣く、大門より本堂まで二十八町餘、寶德三年僧春屋（了庵の弟子）が定めし嚴禁あり、其狀日「山中草木總而猥不可切事、於杉木截者、可伐頸事、於截枝者、可截手脚事、於截葉者、可截指事、於刈草者可截鬢髮事、古人道豈不是歟哉、山中松竹、枝々葉々、禰爲支内」云々、元和八年四月、江戸城修築の時、執政以下奉行人連署にて下知し、寺内の松樹二株を伐て材料に當らるべしとの一箇もあり、今世俗に小田原挑灯と稱するもの、始め當寺山中の村を以て製す、よく濕氣の怪を避く、如之狐狸惡獸近寄らず、是れ其材寶山より出るが故なりと、金印一顆、當寺第一の寶物とす、其文寶印の字は、思ふに曾名なるか。

狩野山（カノ）

關本驛の南西にして、金時（キントキ）山の東に並び、箱根山の北を蔽ふ、山上に一祠あるを以て、明神が嶽とも云ふ。塚原の西にそばたつを以て、或は塚原山と唱ふ、狩野の極樂寺は、康永三年、僧法忻（佛滿禪師、今川範國の弟）の開創、臨濟宗を奉ず、中興は松田尾張守憲秀とぞ。○澤氏漫遊文草云、自最乘寺塚原之路、出門右轉、兩里餘、有村日狩野、村中有池、磨輪可百步、有小堂、引水而匝、若映帶、架石梁、可長兩許椽、鮮苔可坐、池之中心、還

（祠了道）

深不可測、水之涌、代流突出于此歟、遂号之、湧[illegible]
中湧、隠々気升内[illegible]、近之清潔淀[illegible]、[illegible]行[illegible]、堂
後之出作[illegible]、[illegible]、国祭[illegible]
按に、[illegible]に、[illegible]山[illegible]にも[illegible]、
延喜式[illegible]神社、また[illegible]紀なる[illegible]の[illegible]野寺の故事を
傳へり、[illegible]足柄山も高峯に「足柄小[illegible]」とうたひ、
[illegible]伐[illegible]、其謂れのあることにや、又「足柄の
なでもこのもにさすわなの」とも云ひしを思へば、[illegible]
する[illegible]なる地名なり、[illegible]し

塚原（ツカハラ）

(岩原)(長泉院)

今、吉田、岩原等を合せ岡本村と改む、[illegible]の南
東一里半、長泉院在り。
[illegible]、長泉院（チヤウセン）は[illegible]山と号し、曹洞宗、[illegible]の
年の[illegible]にて、[illegible]開基は[illegible]、[illegible]た
森八郎[illegible]、按ずるに[illegible]記（[illegible]）
[illegible]に[illegible]、[illegible]大森[illegible]、[illegible]山を[illegible]
堂の地に一寺を建立し、[illegible]院と[illegible]す、[illegible]
頼當[illegible]寺[illegible]、共に移して再建し、[illegible]院に
改むと云ふ、[illegible]田[illegible]、[illegible]二十
八石

沼田（ヌマタ）

鎌倉[illegible]寺、[illegible]二年[illegible]寺庁内[illegible]、
[illegible]、國府、[illegible]以下、[illegible]と云ふ[illegible]田は
[illegible]にあらず[illegible]田なるべし ○今[illegible]寺あり、[illegible]
[illegible]、寺中に[illegible]、[illegible]
[illegible]し、[illegible]
す、[illegible]七十七、[illegible]
[illegible]多く[illegible]につたふ、

足柄山（アシガラ）

相模駿河の界堺にして、南北に延亘する諸峯
の總名なり、箱根火山も其南方の半部を占む、
古書に足柄の箱根山と云へり、而も足柄或は金時山の北、
[illegible]、足柄[illegible]
[illegible]、足柄山は金時山より酒匂川[illegible]の一脉の山

地を指す。
[illegible]、足柄山に船木伐る樹に伐りゆせつ[illegible]たら船木
[illegible]、[illegible]と[illegible]に入りきた[illegible]、
[illegible]
[illegible]と云へるなるべし、[illegible]
わおせこを夜[illegible]へわりてまつしだす安思我良山の杉
[illegible]まか「同上」安之我良の夜[illegible]こえていまし
なむ[illegible]と見つつしのば[illegible]「同上」わおきをい
きづくしかば[illegible]もこ見ことなく
（同上）
[illegible]

公時山（キントキ）

(公時山)

又金時に作る、足柄上郡[illegible]にて、足柄峠の
[illegible]、[illegible]外
[illegible]

◆ソ八◆

足柄下郡

(足柄下郡)

[illegible]、[illegible]
[illegible]
下四方里、八[illegible]八千、一町[illegible]村に分つ、治所は小
田原とす
此郡は[illegible]中[illegible]、[illegible]、延喜式等に足
[illegible]、[illegible]、足[illegible]
[illegible]、[illegible]

古今[illegible]、[illegible]の足[illegible]郡は、足柄山より以南、
丸子川（酒匂川）の西方の地を總べ、今のと類違へり。○
近世[illegible]地、[illegible]改[illegible]高六千石、天保中二萬九千餘石。

箱根山（ハコネ）

(箱根)

又箱根に作る、[illegible]、[illegible]を擇むものあ
り、足柄山南部の大火山にして、其[illegible]
偉なり、[illegible]、[illegible]東海道の古驛路其間を
通き、[illegible]箱根八里と云ひ、坂東八箇の[illegible]とす。山中
に[illegible]多し、近世七湯の目あり。
足柄の箱根飛び[illegible]日本しおも
[illegible] 安思我良の[illegible]山に粟まきて實と
はなれるをあはなくも[illegible]「同上」 安思我里の波
[illegible]の花[illegible]もとかずねた、
[illegible]
足柄の[illegible]箱根の山のあすねあした
に[illegible]あやる箱根の山をたがためにあ
[illegible]つむらん「万葉」 [illegible]、箱根山さか
しき道[illegible]しく[illegible]道かな「夫木」同道、
ともしして箱根の山に明けにけりふたより[illegible]とせ
しまに「千[illegible]」 [illegible]、
[illegible]ここの雪なかけ
[illegible]心を「[illegible]」 [illegible]上[illegible]
[illegible]東国へ
[illegible]
[illegible]折[illegible]道[illegible]、由[illegible]、[illegible]
實相[illegible]八[illegible]、[illegible]
[illegible]白[illegible]、[illegible]
[illegible]
[illegible]

降參せんとす、其子八郎爲朝父を諫る詞に「急ぎ東國へ御下向有て、坂東に城郭を搆へ、足柄箱根を指塞、鎌倉に都を建」云々、承久の亂に、鎌倉方足柄箱根の兩道を切塞ぎ、關を固め敵を待て合戰あるべき由評議あり、(東鑑曰、被下右京兆追討宣旨、於五畿七道、晚鐘之程、於右京兆館、遂評議、意見區々、所詮固關、足柄箔根兩方道路、可相待之由。承久記曰、駿河前司義村曰、所詮足柄筥根の兩道を切塞き、堅固に關をかため、關東を味方の分內とし、敵の寄るを待受んと、云々)寂蓮法師關東下向の頃、山中を過り歌を詠ぜし事、家集に見ゆ、十月ばかりに東の方にまかりけるに、筥根と云山をなん越ける、所の有樣怪しく尋常に變りけり、遙に峰に登りては海を渡り、谷に下りては雨を蹈む、去程に風に木の葉をまくり揚て、時雨の麓より上りければ、「旅の空雲踏むみれを越行ん時雨は袖の下よりぞふる」今案するに、往昔の山路は、湯本村より湯坂を登り、城山の峰を通し、西の方の山端より、鷹巢山の上を歷、蘆野湯へかゝり、其元箱根に出しとなり、今も山の頂に樵夫の細徑あり、其後又路革まり、權現坂より北に折れ、二子山の西麓より元賽河原にかゝり、姥子の邊より蘆湖の北涯をすぎ、夫より豆州に出しにや、又は駿河洋峠に登り、駿州駿東郡深良村に出しにや、未詳ならず、中古此路も亦革まり、元箱根より社地をよぎり、蘆湖の東北涯に添ひ、神宮山の麓を歷、前にいへる古道に合せしと見ゆ、然るに箱根新關の建しより、此路は禁止せられ、今の道を官路とせらる、蓋此時はじめて開かれしにはあらず、甲陽軍鑑、永祿十三年九月、武田信玄豆州韮山に働きし條に據れば、其既に徑路の往來はありしなり、今の如く大路を開き箱根宿を置れしは、元和四年の事にて、新關を建られしも、大抵此頃の事なるべし、而來此道東海道の官路にして、足柄越は全く間道となりけり。○上洛記云、寬永十一甲戌年、水無月の中の十日に、江府の柳營を出御成せ給ひ、廿四日箱根路を過させ給ふとて、越え侘る道もさかしき箱根山あとはいつしか遠ざかり行く。

眞木のたつ荒山中に渉なして水ももらさぬ箱根路のせき、　土滿

箱根こす人もあるらし今朝の雪、　芭蕉

凡火山に塊狀火山あり、成層火山あり、成層火山に單火山あり、複火山あり、箱根火山は其成層火山中の複火山に屬し、一群の火山邱上に、中央火山四あり、神山、駒ヶ嶽、上双子（カミフタゴ）、下双子、是なり、其外輪は楕圓形を爲し、其南北の直徑殆三里、東西の直徑一里半弱、我邦火山中、肥後阿蘇山を除きては、此の如く大なる火口を有する者なし、其以前は蓋富士山に劣らざる高山なりしが、中央火口の邊に龜裂を生し、陷沒して此の如き大火口を生ぜるなるべく、外輪山の內面の傾斜は三十五度許なるに、其外面の傾斜は十五度に及ぶことなし、外輪山と中央火山の間に、溪流早川（ハヤ）及び須雲川（スクモ）あり、其小田原より湯本に至る際に見る所の深谷は、火口瀨なりとす、下双子山、上双子山、駒ヶ嶽は塊狀火山にして、其傾斜甚しく、上には各火口を有す、神山の側冠獄（カムリ）あり、其形狀の突兀たるは、大地獄の爆裂ありて、山の幾分を噴き飛せるに因る、火口原の一部は水を湛へたり、蘆の湖是なり、抑箱根の火口原は、其の地形より區別して四とすべし、即仙石原、宮城野、池尻、及び蘆の湖にして、後者は火口湖と稱し來れるも、火口原の西南部、水の瀦溜せるものなれば、火口原湖といふこそ適當ならめ、(山上に池あるを以て、直に火口湖と誤れるもの往々之あり、日光の中禪寺湖の如き其一なるべく、山の一側に火山の噴出せるによりて、雨山の間に水を貯へたるものにして、火口とすべき形迹なきが如し、之に反して蘆の湖は純然たる火口原湖にして)其深き處は百五十米突ありといふ、蘆の湖の外に池若くは沼と稱するもの四あり、是れ火口に非ずして、單に低所に水を湛へたるものなり、箱根には火山噴出の餘勢未だ盡きず、水蒸氣の噴出盛にして、神山の如きは最も著しく、大地獄、早雲地獄、小地獄等あり、重に硫黃質を含み、大地獄の如きは今は大に衰へたるも、曾て盛んに硫黃を採取せる處なり、溫泉の數も亦頗多く、其性質と分布は面白き關係あり、其性質に由りて分てば酸性泉、硫黃泉、鹽類泉、單純泉、冷泉等にして、其中酸性泉の在る所は仙石、强羅、小涌谷の三にして、此等は共に新に噴出せる溫泉なれば、溫度最高し、硫黃泉は蘆の湯、湯の花澤にあり、鹽類泉は姥子、木賀、底倉、宮の下、塔の澤にして、其溫度低し、單純泉は堂ヶ島及び湯本なり、其溫度最低し、火山の外部に湧き出る單純泉は、箱根山上の阿字ヶ池の中にあるもの、みなり、其分布を見るに、酸性及び硫黃の溫泉は、火山中餘熱最も强き所に湧き、其溫度も高く、鹽類泉及び單純泉は其溫度最低し、凡火山地方の溫泉は、寒暖計を置きて日日觀測せば、其溫度の昇るによりて、火山破裂を豫知するの一助たるべきが如し、次に箱根火山の內部構造を見るに、早川、須雲川に沿ひて凝灰岩あり、其上には通例集塊岩ありて覆ひ、山上に至れば熔岩ありて更に其上を覆へり、箱根火山熔岩は小松石、根府川（ネブカハ）石の如きものにして、其種類十三あり、箱根山の成生の歷史を考ふるに、最初噴出したる物質は前に述べたる凝灰岩にして、其海中に堆積せる事は、此山中の凝灰岩に鮫齒を藏するによりて明かなり、之に次て噴出せるは集塊岩にして、或は泥土に混じ、或は融解せる岩石に混じて噴出せり、而して最後に其上に融解せる鎔岩を噴出せるなり、彼の小松石、根府川石の如きは此最後の噴出にかゝる鎔岩なり、此の如く箱根火山は幾回も異なれる噴出により成りしが、其後更に陷落して大なる火口を生じ、其後更に噴出によりて、

先碑山を生じ、同時に上双子下双子を其南に生じ、最後に神山の南に駒が嶽を生ぜりと推定すべし、爾後漸次風雨霜雪の爲めに浸蝕せられ、溪谷を生じければ、火口原には水を貯へたるが、溶水は山の一方を決して流れ須雲川となる、巳にして駒が嶽と神山の中間の湯の花澤破裂して、多量の泥土を流して須雲川を湮塞し、蘆の湖の水爲めに漲溢したり、其形迹は今も尚在り、終に宮之下の一方を崩壞して、其北部に新に水道早川を生じ、湖水は次第に減却せり、此漲水の際山中の杉樹の如き湖中に埋められ、今尚湖邊の土中より巨大なる神代杉を堀り出すことありといふ、其後又大地獄の破裂あり、西北に向ひて泥土を噴出し、爲めに蘆の湖の水を■塞せるが、又早川に落ち、湖水は急減却し、爾後水を須雲川に落さゞるに至れり、故に早川の谿谷は深刻なるも、比較的に新しきものなり、此後早雲地獄等を生ぜるが、何れも歴史以前のことにして、一も口碑記錄に見るべきものなし、是れ現今大地獄の如き猛盛なる硫氣孔あるも、箱根火山と看做さるゝ所以なり(地學雜誌)

蘆湖(アシノウミ) 箱根山の上に在り、中央火山(二子、駒が嶽、神山、冠が嶽等)の西南外輪山との間なる大澤にして、謂はゆる火口原に溶水したる者とす、其剩水は北に決し、中央火山の東北を遶流し早川と名づく。湖面長二里、幅十町、皆至二十町。湖邊に近年小離宮を造らる。

こゝの所へ登りし時、箱根のみづ海を見て、

たま匣箱根はこれの海はけけれあれやふた山にかけて何かたゆたふ(金槐)、不へには下向、こ谷かけてなかにたゆたふ」 實朝

玉くしげ箱根の山のみねふかく水海見えてすめる月かげ(夫木) 隆祐

詠筥根山歌、四首之一、 讀人

東路の、筥根の山の、山のへに、湛ふる海は、黑き海に、白き波たち、青雲の、ゐる空近み、月讀の、水か湛ふる、天の川、流れか通ふ、久方の、あめ尾羽振の、みことかも、塞きたゝへけむ、神代より、かれせぬ海に、わたつみの、宮べにありとふ、ゆつかつら、それならなくに、千尋杉、おひたちながら、水底に、埋もれにつゝ、八百世にも、千世にもうせず、くちもせず、今のをつつに、見るがあやしさ、

闕開鳥道窮中微、嶺樹千重帶髻頭、共喜秋晴還神助、湖雲嶽雪望依々、 平洲

踏破一險了、一險起前途、登々脫險處、有湖紺碧鋪、久矣官路險、何日平如湖、 鐵心

東關紀行曰、筥根の山、岩が根高く重なりて、駒もなづむばかりなり、山の中に至りて、水海ひろくたたへたり、「今よりは思亂れし蘆の海の深さ思を神に任せて」。寂蓮集曰、十月ばかりに、東の方にまかりけるに、箱根とふ山をなん越ける、所の有樣怪しく、尋常に變りけり、遙に峰に登りては海を渡り、谷に下りて雨を躡む云々。觀應の頃、筑紫宗久の紀行、都土産曰、浮島原を過て箱根に詣づ、實に權現のあらたなる御誓ひならずば、此山の嶺にかゝる水海あるべしとも覺えず、いと不思議なり、此所をば此世ながらの冥途と申傳へたるにや、所の樣もなべてには替りたる事ども多かりし、いつとなく浪風あれて、いとすさまじく見え、「箱根路や水海あるゝ山風におけやらぬ夜のうさぞしらるゝ」。宗祇が名所方角抄にも湖水の事見えたり、曰、箱根山の頭に水海あり、言語同斷、及び難き地景なり、湖水北南へ五十町、東西は近し、東の汀に切々有之、其上權現社壇御座なり、西向なり、湖の南の汀に蘆川(アシカハ)の宿とて、百家許宿あり、此湖に富士の影移て、西に見えたり、眺望無雙の地なり。又峨眉集に、湖水の詩あり「絕頂驛舍僅尺餘、淸湖瀲灔鑑中虛、行人認作天池上、便欲搏風逐化魚」。又羅山東行日錄に箱根山上、有湖方二三里許、唐人詩、山頭水色薄籠烟、遊客新愁長慶年、我今假之、周易有之、山上有水、蹇君子、以反身修德、我今思之。○東海道圖會云、箱根の湖水は蘆の海と云ひ、富士八湖の一也、長三里許、幅一里餘、其中に左尾崎、右尾崎、三石(ミツイシ)、塔か島等の字あり、産物鱒、ハラカ魚、ニンシヤウ魚。○產業事蹟云、箱根湖の疏水は駿州駿東郡に通ぜしむ、其益を後世に與ふる頗大なり、其工事は■文八年八月より着手せり、其法一方は湖水を距る四十六間の處より掘り、一方は山後の下口より掘ることゝし、同十一年四月竣功を告げたり、此總費用凡八千兩、人夫一日八十文なりしとぞ。○新風土記云、蘆の湖は一名鏡字池と云ひ、正保及び元祿國圖に、長一里半、横十六町、廻四里十町、深三十七尋と載す、則權現の御手洗池なり、湖の四涯に七箇の津あり、白川津(北涯にて社に添へり、此津の出先を象ヶ鼻と云)相撲津(東涯にて賽の河原に添へり、緣起曰、東濱名相撲津、又曰、花彼境、業障懺悔、故稱懺悔津)室河津(相撲津に續けり)花川津、伊豆津、佐奈太津(以上南涯にて、涯上山頂を踰れば伊豆國君澤郡なり)駿河津(西涯にて、涯上の峠を登れば、駿河國駿東郡なり、此津の出崎を龜が崎といふ)と號す、又湖中に五名木あり、錫杖木 白河津の邊にあり、形狀を以て名とす、安永中巨波の爲め、岸にうち寄せらる、故に取て寶庫に納置く、白檀に似て香あり)日代木(■計頁記と訓す、錫杖木の西北、湖心に立てり、ちき木にて、切口の徑二尺五寸、此木のある所、古は三國の界域なりしとぞ、緣起曰、熟觀四境風致地、跨伊駿相三州、■分其域、而頁材立波心、號名日代木)俱檀訶羅木(日代木の西、波心に立り、故杉(古須紀と訓す、西の方湖水の落口、ドウコ淵と唱ふる水中に立ち、切口の徑四間程、中は空口となり、宛然桶の如し)影向杉(夜字加宇須紀と訓す、白川津の涯にあり、大さ一圍

許）これなり。〇同書又云、室河津の傍に一島あり、堂が島と名く、齊明天皇の時、玄利老人一寺を此島に建つ、（縁起曰、齊明天皇時、玄利建一寺于彼島、々北面有怪岩、自是大悲尊容也、因名補陀洛伽山、又有人云、本朝有過現未三峯、金峯、葛城、士峯也、文武天皇時、有行者優婆塞、宿彼島蘭若、而自室河津、巡行士山之麓、以當山峯自準富士峯以還、天下高僧無不拜覽矣）故に堂が島の名あり、今皆廢し、島上北の方に辨天の祠あり。

箱根宿　蘆湖の東南岸にして、豆州三島宿より登れば水飲を經て峠（分水界）に達し、稍下りて驛家に達す。近年鐵道は足柄の北を迂回し、此山路は殆行旅の人馬を絕つを以て、驛家全く荒廢す、三島へ三里二十八町、小田原へも同程と稱したり。（今箱根町と云ひ、人口七百五十許）

一夜とも宿をばかへずあまたたびたちよりて見る葦川の波、（夫木、海道百首）　參議　爲相

此山驛は、元和四年、大河内金兵衛正綱府命を奉り新建したりと、されど古の葦河宿の舊址にして、永祿元年質曉記に「三島五里、葦河、湯本」とあるにあたる、（葦河）又足柄とも古書に載するは即此宿にて、アシカハを誤りてアシカラとする歟、源平盛衰記曰、佐々木四郎高綱は、十七騎にて大磯、小磯、逆和宿、湯本、足柄越過て、引懸々打程に、其日は二日路を一日路に著く云々。

（足柄）康曆二年六月、箱根山葦河宿の邊に關門を置かれし事、鎌倉圓覺寺文書に見ゆ、嘉吉元年五月、故鎌倉管領持氏の幼息春王安王生捕られ上洛せるころ、永享記に箱根山足柄宿と載す、宗祇の名所方角抄にも、箱根湖水の南に蘆川宿ある事を載す、（曰、箱根山、三島より廿一里なり、山の頂に水海あり、湖の南の汀に葦川の宿とて、百家許あり）以上古記に載する蘆川宿、足柄宿等、皆同所なるべし、而も此地元和四年の新驛といひ、且箱根權現社傳にも、古の箱根官道は蘆湖の北涯を廻り、豆州に出しといへば、蘆川宿などいへるは、全く今の元箱根の邊なるか、されど今の蘆川町は即湖水の南涯にありて、其方位は方角抄に記する所と能く合へり、然れば概して元箱根ともなしがたき歟、今より考ふべからず、此地は山間にて雨濕深く、寒氣も殊に强く、夏月も蚊帳を垂る事なしとなり、產物に山生魚、及び箱根草等あり。（新風土記）

箱根關址　近世の關柵は即箱根宿に在り、小田原藩の營衞して海道に備へし所なり。

函關　双石

萬馬嘶天際、即關人作群、密林含細雨、怪石拔層雲、笮鑰嚴彊守、貔貅血戰勤、姦雄窺竊據、駕馭寄英君、

箱根　秀野

驛墻三五歩、股栗入關來、雪抱三峯出、湖磨一鑑開、煙林禽格磔、石路馬虺隤、山釀雖言薄、客愁能作灰、

東海道圖會云、箱根宿は三島より三里廿八町、驛中に關門あり、此地常に霧深くして晴天多く、蚊蠅なし。名所記云、箱根關は北に常島沼、南に池の平とて、左右共に水ありて、要害の切所也。〇新篇風土記云、抑箱根山中に關隘を置かれしは、尙しき事なれど、其地は變遷ありしとみゆ、承久の亂に、鎌倉の評定に、足柄箱根兩道の關を固め、官軍下向を待べきの議あり、此頃既に關ありし事知るべし、其地は何れの所なりや考ふべからず、康曆二年文書、箱根芦川宿の邊に關を置き、其征錢を鎌倉圓覺寺修理の料に充つる事見ゆ、應永十三年六月の文書に、箱根山水飲關所の事を載す、此頃は尙豆州山中の水飲にも一關ありしならん、天正七年、北條氏より山中城を增廣め修營せし時、水飲假崎を城構に取入る、是は昔の關所の蹟なりとみゆ。〇按に、箱根足柄は近世の初めまて二道並び通せり、初め延曆中足柄路一旦廢せんとせしが、又箱根を止めて足柄を以て驛路に定められ（後紀に（宮荷）箱根を宮荷に作る、蓋ネを二に誤れるもの歟）爾來此兩路、一は迂と雖險艱甚しからず、一は直と雖險艱特に大なれば、行旅の徒、各便宜に因り其所由を定めたり。江戶幕府の時、足柄を塞き、箱根を以て公私の往來に供せしめ、前代兩路並通の習例一變す、近年鐵道車載の事起り、又一變を爲す。

十六夜日記云、伊豆のこふを出て、箱根路にかかる、いまた夜深かりければ、

玉くしげ箱根の山をいそげども猶あけ難き横雲の空、

足柄山は道遠しとて、箱根路にかかるなり、

ゆかしさよそなたの雲をそばだててよそになしぬる足柄の山、

いとさかしき山をくだる、人の足も止りかたし、湯坂と云ふなる、からうじて越はてたれど、麓に早川と云ふ川あり。

元箱根　箱根宿の北半里、湖岸に在りて、二子山八丁坂の下とす。此に祠廟あるを以て、古書に權現坂と云へるも即此地なり。（權現坂）又八丁坂より東に、二子山を繞り、須雲川に添ひて下るを、近世の山道とすれど、元和以前の舊道は、八丁坂より北へ進み、二子山の西を經て、早川の谷に下りしと云ふ。〇新篇風土記云、建武元年八月、中前代蜂起の時に、足利尊氏討手として下向、相摸次郞時行の兵と箱根水飲峠、又大崩にて合戰あり、（太平記）（大崩）水飲は豆州山中村に屬し、大崩は元箱根村に屬す、大崩の手向と云ふこと、曾我物語にも見え、駒ヶ嶽の麓にあたる。

箱根神社　元箱根村に在りて、權現堂又權現社と云ふ。鎌倉幕府の時、崇敬大に加はり、走湯權現と相並び、修法特驗の壇場なりき。戰國を經て漸く衰へ、近年佛僧を分離せしめしより、殆舊儀を失ひ、衰頽甚し。神祇志料云、箱根神は、天平寶字元年、僧滿願、夢に三神の告あ

ろを以て、靈廟を設け、三寄を一社に崇め奉り、箱根三所權現と云ふ。〔箱根山緣起、東鑑〕諸傳或は萬卷、萬月に作るは誤れり、今新撰三代格に據りて之を訂正す。箱根權現は、近世別當職を金剛王院と云ひ、眞言宗に屬す。神寶とて微塵丸、薄緣の太刀二振、赤木柄刀一口、並に曾我物語に載せし名器也。箱根山緣起一卷は、東鑑に見ゆる、當山住僧大夫房覺明の原作にて、[illegible]年中回正を加へし者とぞ。緣起に社境の四至は「有長六里、南北十六里、東西長百二十餘町」とあるも、古代箱根山中を總べて稱ふたるならん、近世は享保、元文の頃、官より社地の現域を定めらる。〔新編風土記云、箱根權現は、僧義堂が日工集に、神功皇后の時、武內大臣創すと記せしは、何の據あるにや、社傳に見えず、大江公資相模の國守たりし時、其妻女乙侍從（相模と稱す）當社に詣し、百首の詠歌を納め奉る、

明くれの心にかけて筥根山ふたとせみとせいでてぞたちぬる〔相模家集〕筥根山明暮いそぎこし道のしるしあらばかへりは行としらなむ〔同上〕筥根別當

源頼朝公、兵を伊豆に起し、當社に祈請し、遂に幕府を鎌倉に建つ、乃筥根走湯を二所と稱し、年々に將軍參詣あり、或は奉幣使を立られ、其崇敬大方ならず、北條新九郎入道（早雲庵宗瑞）當國を掌握せし後、永正十六年四月、永錢四千四百六十五貫六百十四文の地を寄付あり、是は其頃幼息菊壽丸（左京大夫氏綱の弟、後薙髮して長綱と稱し、四十世の別當となる、退院の後、更に幻庵と號す）別當坊において出家得度ありしかば、其實は別當領及び菊壽丸知行分に宛行はれしなり、其子北條左京大夫氏綱の時に至り、大永三年六月、社頭僧坊等悉く新造あり、天正十八年小田原陣の時、兵燹に罹り、堂宇以下烏有せり、御當代に至りても、先規に任ぜられ、文禄三年、[illegible]澤池村に二百石の神領を附し、社地不入の朱印を賜はり、慶長十七年、社殿造營、元和中[illegible]修、大永の棟札に「中郡西[illegible]郡足柄[illegible]、筥根山[illegible]、[illegible]大權現、大檀那伊勢平氏綱 花押 云々」神寶[illegible]劍、（安倍國重作）微塵丸大刀、（此刀の緣起曾我物語に詳なり）薄緣大刀、（太平記劍卷に緣起を載せたり）以下數十點あり。

緣起云、萬卷上人、天平寶字丁酉、投錫于當山、練行修法、一夕有靈夢、三靈各告云、我等當山[illegible]、[illegible]寶[illegible]化[illegible]也、汝須令修練、云々、三寄各異、其[illegible]比丘[illegible]、[illegible]以汝心[illegible]、[illegible]來[illegible]也、汝[illegible]、思[illegible]大士也、汝[illegible]化[illegible]、我今[illegible]、三寄異口同音唱云、[illegible]清水淨月[illegible]、汝[illegible]、三身一同其住此山、[illegible]、萬[illegible]、後[illegible]瑞[illegible]、即[illegible]、[illegible]、本宗三寄於一社、[illegible]各號筥根三所權現、[illegible]駒形(コマカタ)、龍善(リウゼン)、左右有之、弘仁八年十月[illegible]有勅、駿[illegible]相三州、當國[illegible]山、[illegible]、鳥羽太上皇、[illegible]寺當用[illegible]、四十八町[illegible]、云々（緣起にこの山を[illegible](ロクヤ)と云ふこと其故を知らず）[illegible]、[illegible]二年、筥根山神社佛閣大寶寺、[illegible]上人[illegible]、[illegible]、未有[illegible]、當寺[illegible]、武州[illegible]、[illegible]云々（大筥根山[illegible]、[illegible]、當山[illegible]也、[illegible]、天平寶字年中、萬卷上人[illegible]三所權現[illegible]（中略）[illegible]頭職[illegible]

大當山の峠たる、後は大山嚴々として峙ち、風寶相の草を[illegible]、[illegible]を磨き、[illegible]黙ればすなはち[illegible]宇、吉備大臣始て建立、中古に至れば、華嚴開士の[illegible]代、萬卷上人に及しより以來、其榮[illegible]、百濟權現の德例、いよいよ速に備り、後の喜悅甚深、云々〔新編風土記所引、延年樂詞〕〔東鑑、寛元二年正月、將軍家筥根御奉幣也、衆徒與供奉人等方、延年各施芸、云々〕

[illegible]云、伊豆箱根者、[illegible]出見尊也、又有駒形權現、[illegible]、又有役行者、[illegible]、[illegible]遺跡、[illegible]接に、箱根[illegible]、[illegible]、其百濟權現、もしくは高麗權現と稱せられし蕃種が、仙人の化身を現して、[illegible]に足らん、

東關紀行云、筥根の山にも着にけり、[illegible]、筥根の湖水も名づく、[illegible]と云ふ、[illegible]けたかく尊し、朱樓紫殿の雲に重れる粧、唐家の驪山宮かと驚かれ、巖室石龕の浪に臨める影、錢塘の水心寺と言つべし、[illegible]ければ、[illegible]せさせ給へなど、祈て法施奉る。

[illegible]月の比、[illegible]、箱根に、富士に[illegible]山を[illegible]し[illegible]、[illegible]て、〔[illegible]集〕　[illegible]

此山は富士の高根の見ゆればや時知らぬ音に鶯の鳴。

東福(トウフク)寺址（金剛王院址）

舊箱根山の寺號にして別當金剛王院を其寺主としたり、近年神佛分離の際、寺號全く亡びぬ。○新記云、箱根別當金剛王院は、古義眞言宗、東福寺と號す、[illegible]法親王（[illegible]）當山[illegible]、[illegible]九[illegible]、[illegible]故に、[illegible]を[illegible]め、殊に忠[illegible]せしとぞ、〔東鑑、治承四年八月、箱根山別當行實者、父良尋之時、於六條廷尉禪室、并左

典侍等、聊有其好、因茲行實於京都得父之讓、補當山別當職、下向之刻、延尉禪室賜下文於行實傅、東國革、行實若相從者、可從者、左典厩御下文云、駿河伊豆家人等、行實令相從者、可從者、然間、武衛自御坐于北條之頃、致御祈禱、專存忠貞、云々)正長元年三月、時の別當證實の請に任せ、將軍義持書を朝鮮國に遣して大藏經を求む、(善隣國寶記曰、日本國道詮拜覆、朝鮮國王殿下、玆者明効舊恩、輙有褱請、吾伊豆州泰錄山東福教寺者、東方之靈區也、故事以二月十六日修大法事、號曰藏經會、隣近數州民、皆奔走之、雖然徃古以來、未能安置經本、只設其會而已、方今主寺務者、號澄實法印、思其缺典、發大願心、要求法寶於貴國、乃以其事、聞之東方元帥、元帥脊之余、余感其丹悃、故發專使、願迄七千余備之經、鎮此靈區)院中に今菫（スミレ）庭あり、昔金剛王院にて近衞三藐院信尹のよまれける「スミレ摘とはあらねども一夜寢てあくる箱根の別れこそあれ」庵の號此詠歌に因て得たりと、按ふに堀川百首、前中納言匡房卿の歌に「箱根山うす紫のつほ菫二しほ三しほ誰か染けん」など詠じ、草は當山の景物にも入たれば、思ひよせられしならん、庭前湖水を眺望して其景尤美なり、浦島櫻は庭前の山上にあり、今枯木となる、日工集に「土岐存浩、過箱根、就子僧坊、而覔櫻花一枝、不許、乃詠歌曰、うらしまが箱根のさくらおしむともあけばくやしきかぜやふかまし」とある者是なり、古釜二口、大門の中程なる一之鳥居の傍にあり、一は高三尺三寸、徑三尺餘、損壞せり、銹に款文の銘あり曰「大箱根山東福寺、湯釜一口、滿山大衆、別當法橋上人位隆實、文永五戊辰十一月十二日」一は今體備はれり、其形大さ共、文永の物に同じ、是も銹に交あり「奉鑄冶大箱根山東福寺、浴室釜一口、奉爲天長地久御願圓滿、殊關東靜謐、武家安穩、別當法眼和尚位隆實、并滿山大衆、奉鑄冶之狀如件、弘安六癸未五月、大工豆州磯部重廣」。

う箱根山延年樂譜云、吾山を箱根といふ事、かたがた深きいはれある也、重嶺有に峙ち、其形箱に似たり、意趣を池に湛へ、其威鏡の如し、抑箱は是れ梵篋を表す、瓊當巳有の華藏を讓り、池は即心鏡を示す、感應利生の月光を添ふ、本尊は東土の教主、醫王權現、亦關東守護の善神にて、御座候間、ひんかしさいはいでらとは、最もいはれて候。

西富（ニシトミ） 中世私稱の郡號にて、東箱根山中を指せる如し、西土肥の義にして、訛りて西土美と爲れるなり。權現緣起に相州西富郡足柄鄕と云ふ、(棟札にもしか云へること、本社の條に注したり)されば和名抄の郡鄕の定めより推せば、足下郡垂水鄕の域なり。足柄鄕を箱根の方にも係けたるは、山脈嶺勢によれるならん、足下郡足柄鄕と相渉るにあらず。

二子山（フタゴ） 又双見に作る、箱根中央火山の東南端なる峰巒にして、上下の双峰相並ぶ、各標高千三百米突許。

箱根山ふたこの山も秋ふかみ明けくれ風に本の葉ちりかふ、(壹丹集)あけぬまに箱根の山のほとゝぎすふたこゑとだに鳴渡るらん、(夫木)

あしがりの、箱根の山は、大名持、その大神の、八尺瓊を、藏めたまふと、やまとなす、少彥名の、御神やも、つくり給ひし、千早振、神のみさかの、白雲を、わけてのぼれば、雲のへに、ひでたる峰こそ、玉くしげ、箱形なせれ、立ち並ぶ、二つの峯は、蓋とすら、かけことすらも、とりよろひ、開きたちなみ、萬代に、名にしおひくる、箱根山、ふたごの山ぞ、神さびにける、 賀茂眞淵

(賽河原)

新篇風土記云、今蘆湖の東岸なる驛路の傍に、數字の地藏堂ありて、石佛石塔婆など相並びて、累々たり、之を賽（サイ）の河原と云ふ、然れども、舊の賽河原は、權現坂より北に折て、蘆の湯に至る路傍にあり、往古東海道の往還なり、其頂は二子山の西麓なすぎ、當所を歴て、社地へかゝりしと、其路傍各所に地藏の石像あり、又岩壁に彫り附けたる石像あり、又石寶篋も數基あるが、近時往々好事者に破壞せられ、移し去らる、曾我兄弟并に虎女の五輪石塔とつたふる者あり、其一基に永仁三年の銘見ゆ、詰佛の石塔と名くる者は、武石四郎左衛門尉平實政云々、正安二年と銘し、又文和四年の鐫文亦に見ゆ、又一所の大巖に廿五菩薩の佛躰を彫る、各立像にて、長は一尺より三尺に至る、其間に數百の文字を彫たれど、多く剝落す、弘法大師の作といへど、永仁の年號あれば、其妄說なる事論ずるに及ばず、又云、二子山は湯本村の管内にして、火燈山の西につゞき、危峰突兀として並び立てり、管根緣起に此峰を盖子塚と云へり。

蘆湯（アシノユ） 今蘆湯村と云ふ、元箱根の北半里、二子山、駒が嶽の間なる谿谷に在り。

新篇風土記云、蘆湯は江戸より行程二十四里二十八町とす、箱根社傳に據れば、此も彼社域の内なりしとぞ、山中高符の地、常に風烈しく、草木繁茂せず、夏月も涼氣多く、蚊幮を垂ることなし、固より瘠土にて田園を開くことを得ず、箱根七湯の一所也、此泉礬石硫黃の氣甚し、新刀を其邊に置けば必鐵錆を生ず、泉濁りて些の鹹味を帶ぶ、笛塚は蘆湯の西南の方穩なし平山に在り、高九尺許方二間、相傳ふ、新羅三郎義光が豐原時秋に秘曲を傳へし舊跡なりと、時秋物語に其事をのせたり。○鑛泉志云、蘆湯は、仙液湯(百零七度)逆磨湯(九十八度)の二源にして、共に硫黃性也、其地は標高凡二千七百六十尺、浴舍數戶あり、權現坂を經て元箱根村へ一里、瀧坂を經て畑宿へ二十八町。

鷹巢山（タカノス） 蘆湯の東北、二子山の北なる一嶺にして、古驛路は此山を過ぎ、湯坂へ赴けり、天正年中の城寨址存す。○新篇風土記云、箱根の山道は、古より屢沿革あり、往

昔は湯本村より湯坂を登り、[illegible]山の嶺を[illegible]て、[illegible]の方更に鷹巣山の上を經、蘆川へおりて、[illegible]し也、鷹巣の城は天正十八年の役に、德川家の先隊押寄たりしかば、及ばず、諸兵潰走る、其山上[illegible]い古道なり。○東海道名所圖會云、[illegible]の奧に、山腹湯氣盛に立つ[illegible]、地獄の名あり、[illegible]一里、此間に明礬を製する所あり。

元明紀「和銅六年、令相摸國獻石硫黄、白礬、黄礬」とあるは、箱根山中の産なりしを知るべし。

駒形嶽 又駒ヶ嶽と云ふ、蘆湖の西にして、[illegible]に屹立す、海面より一千三百五十米突、箱根神社に駒形神と祭るは、即此山神也、其社に[illegible]を祀也し、又聖占仙人、利行丈人、玄利老人の三尊像を置き、[illegible]駒形[illegible]「[illegible]」と云ひ、又[illegible]、利行丈人、[illegible]にて、[illegible]に見ゆるが、一說熊野權現と云へり、又一說は[illegible]、玄利老人、[illegible]山、[illegible]とぞ。又駒ヶ山を駒ヶ嶺とも云へる事は、東鑑[illegible]、[illegible]駒ヶ嶺[illegible]。[illegible]物語には「箱根[illegible]山は、人皇四十六代、孝謙天皇[illegible]、[illegible]して天下に[illegible]、又内記[illegible]、甲斐の少志[illegible]河内躬恒が妻とて、[illegible]の大嶽を見渡して、つくば山底に流るゝ駒か嶽なり/\氷る冬は來にけり、と詠して下りければ、[illegible]嶽の上より[illegible]、[illegible]久しく幸を得しとこそ[illegible]」とあるに、[illegible]元年八月の條に、[illegible]箱根、[illegible]

西大寺資財帳に、伎樂面、駒形二疋などあるに據り、駒形と云ふ名は、駒の形似の謂なることは明かなり。

駒ヶ嶽は箱根本社の後背に當り、駒形權現[illegible]す、故に名付く、往昔は數名ヶ峯といへり、死出山は駒ヶ嶽の北にあり、此山の北麓に血の池と稱する池あり、方十間許、[illegible]常水なく、[illegible]水あれば其色赤しとなり、蓋[illegible]出山[illegible]の水落合るが故なるべし、挑灯山は死出山の西にあり。（古風土記）

本宮山 [illegible]風土記云、本宮山は挑灯山の[illegible]、此山上に[illegible]、本宮の湯と[illegible]、其[illegible]姥子の[illegible]に異ならず、近き[illegible]出湯の[illegible]、此地の北の方に當り[illegible]あり、[illegible]一間餘の流なり、湯の花もと此處より生ず、故に名付く、[illegible]死出山に登り、此[illegible]に通ひしが、[illegible]往返する事となれり、小地獄山は本宮山の北にあり、[illegible]山の北[illegible]に小地獄と唱ふる所あり、[illegible]、是は今底倉[illegible]、[illegible]地獄山は小地獄山の西にあり、山中[illegible]、小地獄より[illegible]、[illegible]に「[illegible]」[illegible]、現出[illegible]、[illegible]刹之神[illegible]」[illegible]は大地獄山の東南にあり。

（湯花沢）（地獄山）

神山 [illegible]の西北に[illegible]、神山の北に[illegible]りて冠[illegible]す

神山のかしはのくぼてさしながらおひなほるみのさかゆべきかな（相摸家集）

冠嶽 箱根中央火山の西北端の高峰にして、一千四百米突[illegible]、神山の[illegible]、北は[illegible]山、[illegible]野山に[illegible]、[illegible]は早川の谷にして、仙石原村又此とす。

姥子 [illegible]の西麓に當り、[illegible]右衞門[illegible]と云ひ、[illegible]百十三度、浴舍數戶あり。元箱根村の西北二里、海面を拔くこと二千八百七十餘尺の地也、正保[illegible]に此を地獄と云す

仙石原 今仙石原村と云ふ、[illegible]の北、早川の谷間に在り。湯本より早川にそひ、登り、仙石原に至り、公時山の西に分水界を[illegible]、[illegible]へ出づべき間道あり、其[illegible]と云ひ、箱根足柄の兩道の中間とす、故に近世小田原藩[illegible]の關門を置きたる由、仙石原にも番所を置きたり、故に又乙女留[illegible]とも呼ぶ、因りて乙女に作る　又駿河[illegible]の名あり

（乙女峠）[illegible]云、箱根[illegible]より[illegible]て、仙石原に越る嶺をば碓井峠といふ、是を足柄の古道といふ、倭武[illegible]の通行も此ならん、早く廢れて京都の官人の往來するもの〻なかりしなるべし、吾妻鏡治承四年八月石橋山合戰の條に、[illegible]とあるも其道なるべし。○鑛泉志云、仙石原村の東南大涌谷に五色湯あり、享保年中始めて浴舍を設けしが、後頽[illegible]、湯本[illegible]二十七町、其間に碓井嶺、七曲等の險あり。大涌谷に前年まで大地獄と云へるを改めたるなり、又此邊强羅にも温泉あり、近年初[illegible]

（大涌谷）（强羅）

宮城野 今宮城野村と云ふ、仙石原の東南一里、早川の谷に在り、木賀温泉は此村に屬す、箱根七湯の一也。

（木賀）鑛泉志云、木賀湯は鹽類泉にして、上湯（温百度）[illegible]

底倉 今大[illegible]、温泉村と[illegible]、宮城野の東南にし[illegible]

て、蘆湯の北にあたり、早川の谷に在り。底倉、堂ヶ島、宮之下の三所に温湯涌出し、箱根七湯の三に數へらる。底倉湯は字久保に在り、鹽類泉に屬し、源泉は五に分れ、各百四十五度、乃至百六十八度の高熱を有ち、湯戸數家あり、木賀へ十一町、蘆湯へ五十餘町を隔つ。○新編風土記云、應永十年、新田相模守義隆、底倉に入浴し、足利方の人々に討取らるること、底倉記と云ふ書に見ゆ、鎌倉大草紙曰、新田殿は去永徳の頃迄、信濃國大川原と云所に深く隠れ有けるを、國中皆背き申、宮を初め一門、深谷と云所にて皆討死して、父子僅二人打もらされ、奥州へ逃下り隠れ給ひしが、小山若犬丸が亂により、奥州にも安堵せず、相州へ忍び行て、箱根山の奥に底倉と云所に、木賀彦六と云者を賴て隠れ給ひしを、如何して聞出しけるにや、箱根の住人藤田と云ふ者の恣察り、應永十年四月廿五日、新田相模守入道行啓、底倉の山中にて討死あり。(鎌倉管領九代記云、新田一族の末、相模守義則はわづかに影を隠し、底倉の庄に居住して、時節を待ける處に、古我彦六入道聞つけて、手勢卅餘人を率して、夜中に押寄たりけるに、新田は郎等二人と共に起合ひ、暫々たたかふ、流石大勢の敵なれは叶はずして、數多所に手を負、今はふせぐに力なく、主從三人家に火を懸、腹かき切て失にけり、新田の一族は雲にのぼり穴にかくれても、日本國中には跡を留めて身を匿ふに、更に身の置所なし。

湯治之面々、薪炭等、其外地下人役申付事、
右本申付しふたひを地下人申付事、以上
右之兩條、縦何様之者有之、申懸共、地下人出合間敷候、但虎之御印判、又幻庵印判於有之者、無沙汰可仕之者候、仍狀如件、
天文十四乙巳年、二月八日　(花押)
底倉百姓中(相州文書)

伊達成實日記云、天正十八年六月、太閤は小田原へ御陣の由申來候に付、米澤より越後信濃に廻り、小田原へ參着被成候所、そこくらと申山中に御宿を被付られ候、やゝ山中へ被押籠候儀、下々氣遣仕候處に、雨日過、太閤様、政宗ならば方々よりにくみ候由御申被成候、[illegible]候處外に被思召候間、可被召上候、本領も別條有間敷候間、御出可仕被仰出候。

宮之下(ミヤノシタ)　新編風土記云、宮之下湯に土地領主坦にて、其に舊家勘右衞門と云ふ者あり、先祖安藤隼人介は應永十年鎌倉殿の命を受け、當所にて新田義隆を討取り、其賞として宮之下と木賀の地を賜はりしことありと、隼人介は鎌倉大草紙にも見え、駿州竹之下の人にて、初め藤田と稱す、子孫此に累代して、家藏の文書七通あり、堂が島の湯は正保二年始めて開くとぞ、深谷の中に在れは、其爾の時田江潰破して、浴室を損することしばしばあり、僅之澤の邊に降温泉あり、豐太閤の浴せる石壺ありて、蓋下より一尺有にさきらを造る、俗に太閤の石風呂と云ふ、長六尺横一尺、中古地震のために埋もれしを、文化中堀出す、今も傍より温泉少々出つれど、浴すること能はず、夢窓國師の草庵趾とて、岩穴のこれり、國師が此石中に幽栖したる事は、[illegible]林僧寶傳などに載す、湯名も是常より起る歟、○鐵泉志云、堂が島湯は二源共に單純泉なれど、百十八度、百三十二度の高熱あり、浴客大方あり、堂島の西四町を久保とし、其西三町を宮之下とす、宮之下湯あり、鹽類泉、泉源凡四所、百四十度の[illegible]出し湯を最高熱とす、地は鷹ノ巣山と明星ヶ岳の間なる峡谷に在りて、宮之下は海面上凡一千百六十尺、堂島は八百尺と云はらる。

小涌谷(コワクダニ)　舊名小地獄と云へり、(地獄山を参考すへし)近年改據し、底倉より路を通ず、此地は海面を拔く千七百餘尺、山谷の大地一面に湯をほとばしらせ霧を生ず。○新風土記云、小地獄山の半腹に地獄澤あり、底倉村に屬す、村落より西南の方六町餘を隔つ、其間に[illegible]等の石像あり、山中所々、土中より常に熱湯湧出し、炎煙空を凌ぎ、其響雷の如し、就中其く沸出る所を請左衛門地獄と云、其傍に在て請左衛門と呼べり、谷深幽なり、所以を傳へざれど、蓋此州の温泉請左衛門湯の類にや、又箱根の大地獄に對して小地獄と號するなり

大平臺(オホヒラダイ)　今底倉と[illegible]村と改む、底倉と塔之澤の間とす、近年まで[illegible]の宿内なりしが、分離せし者とぞ。

人家[illegible]道[illegible]、處々[illegible]、[illegible]水、
千[illegible]、[illegible]道起、[illegible]雲根[illegible]、
[illegible]衣堪選[illegible]、山中也有[illegible]杯、[illegible]

塔之澤(タフノサハ)　今湯本村に屬せらる、温泉十源あり、鹽類性に屬し、[illegible]百十度内外に係る、湯戸早川の兩岸に散在し、人家[illegible]、底倉を去る一里半、湯本に[illegible]十町、[illegible]一[illegible]の所と云こと、同[illegible]、[illegible]風土記云、塔ノ澤の湯は[illegible]にして、硫砂を含ふと、味微鹹、[illegible]にして何れを是なりと知らざれとも、[illegible]阿彌陀寺開山弾誓、[illegible]中、[illegible]山道[illegible]と[illegible]せしとお、久保[illegible]純記[illegible]に據れは、文明の頃は[illegible]、久永[illegible]門光閣[illegible]、阿人[illegible]水を[illegible]、此[illegible]給ひしに、峰水出十[illegible]山の温湯に[illegible]、[illegible]は領由用の[illegible]を[illegible]、其[illegible]一因たるべし。
保[illegible]此地[illegible]、[illegible]自知分[illegible]、
五今[illegible]長[illegible]、[illegible]其[illegible]、
[illegible]除塵垢事、便宜[illegible]、[illegible]
[illegible]澤温泉[illegible]日、小[illegible]紀事、[illegible]

一泊[illegible]守土處、成帳各々侍[illegible]處、龍愈世習[illegible]浮[illegible]、
使我[illegible]凡、
創房[illegible]封、石[illegible]昔[illegible]、紙有遊人破[illegible]、
津等[illegible]鐘、(寺名[illegible]、[illegible]住、但有古[illegible]
住[illegible]人[illegible]、
過[illegible]雷、徹[illegible]木[illegible]、可怪東[illegible]紅已[illegible]、
不[illegible]來、(山中[illegible])
綠[illegible]、溪[illegible]、[illegible]然身在仙[illegible]、
不[illegible]人[illegible]作雲、
向來[illegible]情、霧[illegible]、[illegible]遮雲遮人不[illegible]、
修[illegible]生、(石[illegible]生、[illegible]草)
昔[illegible]主、[illegible]親王事、內[illegible]
明治十年秋[illegible]、　匪堂
風兮[illegible]、降[illegible]、十歲孤[illegible]留大[illegible]、
入[illegible]方、[illegible]、[illegible]還京恨[illegible]長、
東[illegible]路、幾人[illegible]、

慶長十[illegible]年[illegible]日錄云、箱根[illegible]、有稱塔澤之地、有僧不食[illegible]冬[illegible]一[illegible]、不[illegible]爪、[illegible]十七、[illegible]著鐵履、[illegible]、宿者信者、[illegible]來結[illegible]

湯坂(ユサカ)　[illegible]西に山[illegible]、[illegible]湯を經、二子山[illegible]繞し、[illegible]山徑を云ふ、昔元和[illegible]驛路と[illegible]、[illegible]年十月、石[illegible]合戰の時「北條殿者、[illegible]、被赴甲斐國」云々

あつまぢの[illegible]坂をこえて見わたせば[illegible]木なかるゝ早川の水(十六夜日記)

曾我[illegible]にて、[illegible]、曾我の中の朝[illegible]、雨もいまだ晴やらず、[illegible]宇津(ウツ)[illegible]寺(ジ)の山の方を見やりては、[illegible]思ひ出られ、云々。(東[illegible]土記云、湯本の[illegible]、今官道の[illegible]、山崎に未だ届かずして、陣のみ[illegible]、[illegible]陣に赴く者、此樹下を過れば、表矢を[illegible]、軍の勝敗を卜しより、此名ありと云、拔するに矢を[illegible]と稱するも、當所の外、箱根中に二箇所あり、昔[illegible]に、曾我兄弟、富士野狩場に赴く時、表矢を射立し處、[illegible]の古名、湯本の杉と云し由載たれば、是は當[illegible]へる事なし。

湯本(ユモト)　今湯本村と云ふ、箱[illegible]、[illegible]川、須雲川の會合する所とす。[illegible]一里[illegible]、箱根官道、(須雲川にそふ)湯坂道、[illegible]並びに此に會ふ。湯本細工とは、[illegible]、[illegible]徒川す、山中[illegible]に工匠あれど、湯本を[illegible]て之を[illegible]ふ。湯本の溫泉は、單純性、[illegible]、一[illegible]して[illegible]に引く、此地は海面を拔くこと四十[illegible]、[illegible]の下なる岩礫の間に出づ。新篇風土記云、湯本とは[illegible]に溫泉湧出の地なればなりと云ふ。源平盛衰記「[illegible]年八月廿二日、兵衛佐(賴朝)三百騎を引具し、[illegible]に陣を取る、早川黨進み出て、ここは[illegible]、湯本の方より峯山を越て、後を圍むて[illegible]、山[illegible]しき大事なり」云々、昔は湯本と唱ふる[illegible]、東[illegible]泉の邊より、西は[illegible]宿の地に至りしと見ゆ、[illegible]久四[illegible]田義盛此溫泉に浴せしことは、[illegible]、[illegible]大湯、彼下向、[illegible]早川湯本湯、[illegible]と[illegible]知らず、又東關紀行曰「湯本と云[illegible]ば、[illegible]風烈しく打時雨て、谷川の漲[illegible]高く[illegible]、彼源氏物語の歌に、泪催す瀧の[illegible]、思[illegible]て哀なり」云々、建武元年八月[illegible]時、[illegible]箇所に要害を構へ、防戰はんとせ[illegible]、[illegible]代合戰の時、相模[illegible]湯本にて海道[illegible]て支[illegible]、北の中に打上[illegible]、式部入道の[illegible]落され、[illegible]の大勢の中に騷[illegible]しかば、追破[illegible]、[illegible]難所を見るに、更に人馬の通ふべき道ならず、一[illegible]さかしき石崎、五町許も落されき、云々。[illegible]天正十八年三月、[illegible]小田原御發向、[illegible]湯本口へ千葉新[illegible]等を出し、[illegible]ある、又云、小田[illegible]人[illegible]、持口を捨て[illegible]遁れば、[illegible]方[illegible]城を取卷、[illegible]湯本也。[illegible]云、天正十八年[illegible]月朔日、[illegible]湯本[illegible]寺に至り[illegible]、先軍[illegible]もは、[illegible]川、[illegible]云々。

[illegible]、鶴[illegible]神[illegible]、大[illegible]稻[illegible]理、非[illegible]關所[illegible]、[illegible]之選、可有[illegible]候、十[illegible]日、修[illegible]、[illegible]、拔に文中に[illegible]如元當[illegible]云々とあれ[illegible]以前に修理料に宛られしこと[illegible]べし、清方[illegible]年管領となれり、湯本に[illegible]あり、湯本[illegible]り、[illegible]の其[illegible]、昔當所[illegible]、其精巧愛[illegible]、[illegible]の初を詳にせず、按ずるに[illegible]元年九月、[illegible]細工をなすべき由、北條氏[illegible]番匠等に下[illegible]、是則[illegible]る[illegible]なるにや、[illegible]棟梁金子[illegible]、番匠[illegible]等事、國府[illegible]、同所太郎[illegible]門、花水[illegible]、同所木工助、[illegible]門、鎌倉[illegible]、金澤[illegible]、以上七人、[illegible]十一日湯本[illegible]、當年[illegible]工、可致之、[illegible]龍越、[illegible]

早雲寺(サウンジ)　(眞覺寺)　[illegible]湯本[illegible]に在り、小田[illegible]氏の菩提[illegible]にて、普名[illegible]云ふ。早雲とは[illegible]の祖宗[illegible]號なるが、[illegible]は[illegible]早川の邊[illegible]かれ[illegible]、地名に據[illegible]を撰びたるにや、山號金[illegible]。

八[illegible]殖[illegible]三[illegible]、[illegible]
[illegible]前[illegible]、　要[illegible]

新[illegible]土記云、早雲[illegible]、大永[illegible]氏綱の創建、[illegible]早雲庵宗瑞[illegible]之[illegible]く、[illegible]瑞[illegible]、開基と稱す、[illegible]永正[illegible]、早雲[illegible]瑞、伊豆國[illegible]、逝去[illegible]、[illegible]一片の[illegible]、遺言[illegible]、[illegible]

龕堂に一宇を建立ありて、書院法堂山門衆寮以下、大德寺に擬し、[illegible]、紫野より此派の以天和尚を請じて、開山と[illegible]」云々、按ずるに當時建立の頃、[illegible]刹ありしを、氏[illegible]して早雲寺と名付けなり、寺記に云へり、天文十一年六月、為願所となる、當時は[illegible]百七十六貫九百文の寺領を寄附あり、天正十八年四月[illegible]日、[illegible]太閤小田原を攻る時、寺内に本陣を居らる、二日秀吉當寺にて東照宮を饗待し又諸將にも酒を賜ひし事あり、九日秀吉石垣山の陣營に移れり、時に[illegible]乱をさけて城内に入りしが、數代の權越の遺亡を傷み、飲食を斷つ、七月十五日卒せり、此後寺[illegible]て僅に寺名を存するのみなり、然るに慶長元年八月、境内山林不入の御朱印を賜はり、漸く舊觀に復せり、[illegible]銘を記し、纔に元德二年六月五日の文字を見るのみ、北條氏墳は本堂の乾、丘上にあり、五基相並び、[illegible]に寛文十二年、北條伊勢守氏治再建の由を彫る、按ずるに氏綱當寺に葬りし事は、小田原記にも見ゆ、其餘は實の葬地なるや否、[illegible]なる所見なし、(宗祇法師墓は北條氏墳の東にあり、宗祇は種玉庵[illegible]と號し、連歌に[illegible]を以て世に聞ゆ、文龜二年七月、當地にて卒す、[illegible]記に[illegible]するに、遺骸は駿州桃園定輪寺に葬れば、當所の墳は終焉の[illegible]なるを以て建立せしならん、塔の西面に[illegible]字を彫たれど、漫滅して讀むべからず

早雲寺

近時直指市廛[illegible]、自買檀[illegible]寶世尊、野寺[illegible]法堂草、　羅山
道中聽有毘沙門、(寺門内有[illegible]畝)

早雲寺懷古　　南郭

寥[illegible]入空翠、巍然獨存知何寺、綺羅春殿幾時花、
草[illegible]碑苔[illegible]々、德音永正[illegible]甲、天下事書久不同、
萬[illegible]相[illegible]滅、[illegible]戰虎[illegible]不[illegible]、何意中原出霸王、
一日長驅入封疆、石垣山上高[illegible]時、[illegible]天[illegible]不可障、
即今四海日月新、此地猶[illegible]、野寺山窓無[illegible]、
往來[illegible]馬[illegible]、

須雲川（スクモ）

古名に[illegible]、一に須雲とも云ふ、今は湯本村へ[illegible]せらる、此溪流は[illegible]の南東なる[illegible]中に發し、二子山、駒ヶ嶽の間を過ぎ、湯本に至り、早川に合ふ、長二里半、近世の箱根官道は、此溪流に沿ひ、二子山の東南を[illegible]、[illegible]川[illegible]に在り。

畑宿（ハタジク）

今湯本村の大字とす、昔は須雲川村に屬したり、湯本より箱根宿二里半の中間にあたる、

於[illegible]を[illegible]、地方代官、[illegible]役[illegible]、[illegible]之事、
當[illegible]中諸役之事、
有三ヶ條、改可合[illegible]許候、并山中[illegible]出於役所横[illegible]之儀、不可有之、自今以後、[illegible]角之義申懸者有之者、以日安可申上者也、仍如件、弘治二丙辰年三月十九日、(判)
畑宿　源左衛門(相州文書)

此文書に據れば、何れも元和四年の官道開通を待たず、そのかみより人馬の往來ありし由知らるる、當時の文書に「畑宿人、速々退散いたし候間、[illegible]候處、早雲寺殿[illegible]役[illegible]免許候得共、近年[illegible]不入候」云々。畑宿の北には大平台(ヒトリ)と二子山並び、南には[illegible]風山、入畑澤山等あり、又此官道には[illegible]坂、[illegible]坂、[illegible]坂、追込坂(コミ)、於玉坂などの諸險相續けり。

箱根

蒼[illegible]直[illegible]、[illegible]山一路分、[illegible]時[illegible]、[illegible]有今生雲、
昔[illegible]傳[illegible]見、鈴聲過驛聞、[illegible]人自[illegible]、上首[illegible]君、　[illegible]野

天正九年八月、湯本より豆州三島まで路次の道造あり、豆州三島驛民藏文書曰、自湯本箱根御作之分峠道、諸軍勢乃[illegible]清、[illegible]山之間、[illegible]端を打[illegible]、惡[illegible]之者を召連、細き所をは脇をきりたて、馬さくりぬかる所をは埋立、少も無相違樣可作立候、例式之作[illegible]之樣に、武者小荷駄無之者に候、少惡所にては、小荷駄者たてに候間、遂其[illegible]、[illegible]々可入[illegible]、辛巳八月十五日、木村某(花押)。

三枚橋（サンマイバシ）

早雲寺[illegible]にして、[illegible]官道と湯本路の[illegible]にあたり、早川に架す、戊辰の亂に、江戸脱走の兵、箱根口に入り小田原を[illegible]ふや、官軍と[illegible]に會ひ、三枚橋に血戰したることあり。請西藩主林[illegible]藩主とし、伊庭八郎[illegible]たり、戰[illegible]、山中の[illegible]散す。

○風土記云、三枚橋は東海道中早川に架す、此所より西折、温泉場への[illegible]路ありて、[illegible]、湯本細工及び[illegible]を鬻げり、橋を過ぎて道次第に崎嶇、往來甚艱めり、路の左右、[illegible]層[illegible]出、加之早川の流[illegible]迫して、水石[illegible]、頗勝地なり。

[illegible]閑[illegible]雨[illegible]山、[illegible]散香成[illegible]、[illegible]訪青[illegible]度溪去、
陰晴界截三枚[illegible]、　雪齋

風祭（カザマツリ）

今板橋、水之尾、入生田（イリウダ）を併せ、大窪村を改む、湯本と小田原の間に在り、箱根の谷口にあたる。

新篇風土記云、入生田村紹太寺（セウタイ）は[illegible]、初め寛永十二年、小田原城主稲葉[illegible]これを城下に創建し、齋糧田百石を給す、寛文九年に至り今の地に移し、鐵牛禪師を招請したり、寺域東西十四町南北十町、諸木蓊鬱として幽邃の境也、今や頽廢に就けり。

(入生田紹太寺)

[illegible]假[illegible]、[illegible]四大[illegible]、長者古今[illegible]、高僧飛錫迎、
自[illegible]終[illegible]、[illegible]遠移山、祇樹[illegible]外、香[illegible]間、
松陰風[illegible]冷、[illegible]色[illegible]、[illegible]官[illegible]遺、臨[illegible]東嶽、
[illegible]泉鳴[illegible]、[illegible]、勃[illegible]、彷徨[illegible]水灣、
三千閲[illegible]界、百二封禪關、慧[illegible]房陵小、慈雲衛嶺閒、
護持城郭近、[illegible]象龍[illegible]、我亦[illegible]思、聊[illegible]世寰、

回國雜記曰、風祭の里と云る所にて、浪船さしよせけるとき「船出て[illegible]近き里の名もげに白波の風祭かな」。永祿十二年、信玄小田原亂入の時、當所に在陣し、頓て民屋を放火す、其[illegible]、湯本の内風祭と見えたれは、當時は湯本の内に屬せしなり、甲陽軍鑑曰「信玄公は濱打

際な押通、早川口を右に見て、湯本の内風祭に陣取り、小田原記日「永禄十二年、信玄小田原へ寄、風祭湯本邊民屋少々焼て引退」云々

水之尾（ミノヲ）今大窪村の大字とす、曾我の搦手に當る。○小田原城水の尾口は、上方口の北につゝきし口なり、(此口を出れば水野尾村に至る)古へ宮城野口といひしも是なり、天正の亂城に、箱根口より此口迄の間、松田尾張守の持口なり、松平周防守康重、此口に向て合戰し敵の首級多く得たり、東海道名所記曰「松平周防守は[illegible]野口より進て、宮城野に向ひ、敵の首八十餘級討取」、

石垣山（イシガキ）風祭ノ南なる丘陵にして、早川村の西にあたる、海高二百六十米突、東北に小田原城を俯瞰すべし、山南は直に石橋山に連續す。○名古屋山東海道圖會云、入字田の東、風祭の南なる石垣山は、小田原攻の時、豐太閤の陣所也、[illegible]と云ひ、又塔の尾と云へり、[illegible]の陣所あり、[illegible]記云、天正十八年の役に、[illegible]吉公は松田尾張守の内[illegible]に[illegible]、傍に山上の間路を經て、石垣山に陣屋を建てらる、今も山上に小徑あり、[illegible]と云ふ。[illegible]天正十八年卯月朔日、[illegible]吉公[illegible]にかりにへて、[illegible]のともは佐川の海邊より、早川の鹽やの浪打ぎはまで、二重三重にかこみ[illegible]、[illegible]吉公、早川の上[illegible]松山に、石垣築きはし、[illegible]より[illegible]に[illegible]作りならへて移り玉へり、[illegible]打たざ[illegible]、[illegible]わざ[illegible]ける

[illegible]

今自陣方も、[illegible]候、人々[illegible]之由申候、[illegible]過申候、[illegible]有之處、三月十九日、内[illegible]、[illegible]取[illegible]にも[illegible]候、韮山筋へ[illegible]候、於[illegible]にも、[illegible]候と、よろこび[illegible]候由申候、陣中[illegible]に[illegible]り、[illegible]一升[illegible]、[illegible]申候、[illegible]い什器一つ十錢つゝいよし申候、[illegible]分には長陣[illegible]に[illegible]、[illegible]候、三月廿一日、

東國陣道記云、[illegible]日、[illegible]日と、人々[illegible]しかば、早川、陣取の山の麓なり、名[illegible]に名[illegible]出[illegible]、
「みそぎせし袖こそぬるれおいの浪うつる月日も早川の瀬に」

板橋（イタバシ）地の舊名也。小田原市街の東に連接し、與徳寺(大[illegible]) 今風祭、入生田を併せ大窪村と云ひ、[illegible]

[illegible]

五年なるべし)

閑應の頃、北條早雲、小田原城を攻る時、此地の民屋を[illegible]小田原城主たりし頃は、城關の瀕邑たるを以て、此地市廛軒を連ねしなり「相州小田原守護の政道、無私撫民しかば、津々浦々の町人職人、西国北国より群来る、東は一色より板橋に至る迄、其間一里の者に、[illegible]數を[illegible]ける」と、小田原記に見えたり。○新記云、津田正朝、藤兵衛と稱す、幼より[illegible]を好み[illegible]彩に妙なりしかば、北條早雲[illegible]板橋に宅[illegible]、[illegible]終に[illegible]となれり、後[illegible]に上り禁[illegible]の[illegible]しかば、大和守に任ぜられ、京[illegible]の家[illegible]を給しと云々、正朝[illegible]を[illegible]せしめ、[illegible]

[illegible]

早川（ハヤ）

(早川尻)

[illegible]

[illegible]ことあり。(成輔の墓とて、今も此地につたへ、小田原山

（小早河）

角町潮音寺の追品の碑を置く、其後に、鎌倉記に早川鎭あり、東鑑に土肥遠平を、又小早河遠平と云ふ、（今此小早川氏の祖とす）又早川庄司を土肥氏に傳へたるをおもへば、小早河と云ふもさつくれば、此地の小名に出つる者とす。名所方角抄には、

箱根を東へ越れば、小早川とて里有り、過行けば小田原と云宿にて、三島より八里なり、云々

此水源、箱根山間に在て、群谷これに落し、衆泉これに注き、其流迅急なる、宛然堤潰の如く、巨石をまろばし、其響雷に似たり、故に早川と呼ぶ、或は荒川ともいへり、廻國雜記曰「小田原に暫侍りて、早川の浦とて、水上は大河にて、海邊につゞきたるに住て、かやうに申侍る、末遠く流出たる早川の浦や千尋の試路なるらん」云々。

海藏寺（カイザウ）　寶珠山と號す、曹洞宗、開山安叟宗楞、嘉吉元年建立。小田原記曰、弘治元年の夏、下野結城殿、伊勢參宮ありて下向の時、小田原へ立寄り出仕申度由、白岩寺の和尚を以て被申入、結城政勝は海藏寺に山角志江御同心にて出仕あり、其後政勝御暇御申候へども、平に云々日と留め、海藏寺へ御同道あり、花見の御遊あり「綠樹重陰細雨時、清遊何幸寄香車、小庭紅藥待君意、四月留春一朶花」、政勝、云々。

京山熱海同遊紀云、かの外郎が、お登りならば右の方といふを、左に曲りて、熱海の道にさしかゝりぬ、山駕笊（ザル）籠のごとく、桃尻を乘せ、早川村も靜に越て、石橋山の星月夜も靜にならず、米嚙村に飯賣る茶屋なく、根府川に眠りを驚かされたるもなかし、花にはあらで汗の雪吹の山越に息杖を惜み、蜀道の羊腸登り盡して、江の浦の眺望譜かける如く、赤澤山に角力のやうな小揚も見えたり、云々。

石橋（イシバシ）　今石橋村と云ふ、早川村の南半里なる小部落なり、海崖に居り、小溪あり、西に沿ふて登れば、石垣

（聖嶽）（石橋山）

山の南を經、聖嶽（ヒジリ）の西南に極まる。此溪畔の山、即石橋山にして、其主峰聖嶽は標高五百六十米突、湯本村の南方にあたる。○新編風土記云、石橋村の南、熱海路の側より石階をのぼれば、丘上に老樹あり、是を與一塚と呼ぶ、丘下の路側に手ヂが畑と云所あり、眞田義忠俣野景久と組打せし處といふ、建久元年正月、頼朝伊豆權現へ參詣の路次、此塚を一覽ありて、懷古の御落涙數行に及ばる、僧義堂が空華集に、石橋山懷古の詩あり「石橋夜戰事茫々、余一豐三草木荒、臥澗古杉蒼半合、誰知霸主此中藏」、豐三は盛衰記に文三家安と云ひ、其塚は米神と石橋との村界の邊に存す。

東鑑、治承四年八月廿三日、寅刻、武衞相率北條殿父子、盛長茂光實平以下三百騎、陣于石橋山、以件令旨、被附御旗橫上、爰大庭景親以下、平家被官之輩、率三千餘騎精兵、同在石橋山邊、兩陣之間隔一谷也、亦伊東二郎祐親法師、率三百騎、宿于武衞陣之後山、欲奉襲之、三浦黨者、依及曉天、宿丸子河邊、燒亡景親家屋、其煙從半天、大庭云、今日已雖臨黄昏、可遂合戰、明日者三浦衆馳加、定難敗其勢之由、群議事訖、數千強兵、襲攻武衞之陣、然間佐那田余一義忠并郞從豐三家康等、殞命、至曉天、武衞令逃于椙山之中、于時疾風惱心、暴雨勞身。○天保五年林氏湯泉錄云、凌晨發、入熱海路、川流淙々然、曰早川、川南即石橋山古戰場也、路出其趾、峭崖如削、亂松皆從石罅迸生、浩濤嚙其根、聲作雷吼、至米神村、多巨石、高者欲墜、卑者橫出塞途、回顧小田原城、煙靄明滅、如蜃樓然、過此一路、達根府川關、關扼兩山、頗得險要、路益偪迫、樹益鬱若、雜以霧雨、行甚難、抵絹浦、會開霽、東南望海絕佳。

米神（コメカミ）　今米神村と云ふ、石橋の南十餘町、海崖に居る。○治承四年、佐殿三百騎を引具して、早川尻に陣を取給、早川黨此は軍場には惡く候なり、湯本の方より敵山を越て中に取迯なば、ゆゆしき大事なりと申しければ、これより米嚙、石橋と云ふ所に陣を取へしこと、盛衰記に見ゆ。

根府川（ネブカハ）　今根府川村と云ひ、米神の南なる海崖に在りて、小田原を去ること一里三十町、火山岩を伐りて石材と爲し、諸方へ輸送す、根府川石の名あり。小田原落政の時此に番所ありて、熱海伊東の交通を監視したり。

（前略）去月廿七日三枚橋着陣、廿八日山中城、韮山之躰見計、廿九日關城取卷、中納言（秀次）山中城同午剋攻崩、城主松田兵衞大夫以下、頭數二千餘討捕之、其外追討不知其數候、翌日朔日、箱根山に相移候之處、足柄、鷹栖、々野、瀨不川之要害退散候、（相州文書、天正十八年卯月秀吉書狀）

根府川石、石理尤緻密にして、且堅牢、年所を經れど剝落するの患なし、故に碑石或は庭中の飛石などに專用ゐらる、實に當國土宜の第一と謂つべし、此石の形剝殺せし如く見ゆれどさにあらず、山腹砂石中に大小壅りて存するを、其まゝ穿出して用材に充つとなり。

江之浦（エノウラ）（片浦）　今江之浦村と云ふ、根府川の南に隣る。新編風土記云、早川村より南、福浦村まで八村の總稱を片浦（カタウラ）と云ふ、三里餘の山、屛風を立てたる如し、西郡片浦の名は北條役帳并に豆相記に見えたり。○艮齋熱海紀行云、從小田原左折、沿海入山、細路崎嶇、林莽蔽虧、其下潮水激石而跳、二里餘、得石橋山、源二位倡義處、從此至根府川、有關、往來者出路引以過、地多佳石、土人伐以鬻於都下、路益險、樹益翳、細雨漸至、雲氣洶湧如海、

山路崎嶇行更危、雨風吹雨亂如絲、但看前路雲中起、
身在雲中不自知、

至江浦得晴光何合、今後海岸頗佳、太閤征小田原、使諸將築壘於此、因以得名、暫若小憩、赤澤其主嶠、途尤險、

(岩村)

眞鶴（マナヅル） 今眞鶴村と云ふ、江之浦の南、岩村の東に在り、岬角突出して其東南を蔽ひ、小港灣を抱く、[illegible]津、小田原より熱海、伊東に往來する船舶、日々之を經由す。

東鑑に、治承四年石橋山敗軍の後「廿八日、武衞自土肥眞名鶴崎、乘船揖安房國方、土肥次郎實平御佳人貞顯、新小舟、九月二日、[illegible]、今夜子[illegible]、自伊豆山入秋戸郷、不奉知武衞安否、獨漂悲淚給之處、土肥彌太郎遠平、爲御使自眞名鶴崎參着」云々、また同書に「廿七日、三浦[illegible]者等、赴安房國、北條殿、岡崎四郎、近藤七等自土肥郷岩浦、令乘船、又指房州解纜、而海上竟日漕、相逢于三浦之輩、互述心事」とある岩浦は岩村の浦なるべし。

〔新編風土記〕云、岩村觀音堂を寶門寺と云ふ、堂の背に巖石あり、[illegible]石たてるが如し、高さ丈餘、寛文七年、僧[illegible]の道[illegible]此を過ぎり、其石を觀、[illegible]石を[illegible]、同道と唱和することと、[illegible]に見ゆ、今[illegible]石の下に道了社あり、[illegible]後人之を最乘寺の道了に比ぶる如し、[illegible]獨有一苦行、其[illegible]、[illegible]、皆有異行、[illegible]、今已化七十云、

危[illegible]懸々到上方、道人曾此[illegible]、[illegible]
並出銀河一漲長、[illegible]、[illegible]
鑿餘山骨推如疊、[illegible]

新編風土記云、北條氏盛時、今も村内に傳へり「[illegible]艘、[illegible]中掛者有之者、小田原へ罷越、可申上者也、[illegible]未五月十二日、岩[illegible]、[illegible]（辛未は元龜二年なるべし）[illegible]

(小松山)

小松石は小松山より産するを以て此名あり、石理至て緻密にして、且堅牢[illegible]の患なし、故に[illegible]用ひ、[illegible]とす、古より公儀の御寶塔にも是を用ゐる、兒子明神社は村の鎭守なり、土肥次郎實平の外孫[illegible]の靈を祀る、神體木像なり、傳云、治承四年八月廿八日、賴朝實平等を引具し、當浦より乘船して安房國へ落し時、從者[illegible]當所に來りしが、既に出帆して[illegible]ず、よりて[illegible]、[illegible]寺中へ葬り、其靈をこゝに祭りしとなり、[illegible]小[illegible]、[illegible]舟を出さしとしけるに、子息の彌太郎[illegible]ふと云ふ[illegible]土肥次郎[illegible]云々、

眞名鶴埼（マナヅルザキ） 眞鶴村の東南に斗出し、[illegible]

([illegible])

[illegible]

室におりたり、各色々手にから取食ひつゝ數杯、興に乘して駒並べつゝ、小田原も見えわたる程、云々。

土肥 舊郷名にて、早川庄と異稱同地なり、今門川（ドカハ）村の並に土肥と改めたれど、近世まで土肥六箇村と云ひ、[illegible]土肥に訓じ。[illegible]云、土肥の名は萬葉集の歌に「[illegible]」とあるは、[illegible]

治承四年源頼朝の起るや、八月廿日、武衞[illegible]相模國土肥郷給也[illegible]と云ふ、當國にて其家人土肥次郎實平、[illegible]あり、古の土肥郷は眞鶴[illegible]せしに、北條氏分國の頃、[illegible]土肥は分離す、按に、[illegible]慶長十四年、[illegible]大久保石見守長[illegible]

(北刀)

椙山 土肥の山谷にして、後世其名をつたへず、蓋石橋山の南、西は箱根山に連なる者ならん、東鑑、治承四年八月廿三日、武衞令退于椙山、[illegible]、廿四日、武衞[illegible]出自堀口[illegible]、大庭景親、三千余騎、重競走、武衞令逃後峯、[illegible]、各引深山之處、[illegible]、各上峯[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]

到宮根山、(中略)廿五日、召具山案内者、經宮根通、赴土肥郷給、云々。

吉濱(ヨシハマ) 今吉濱村と云ふ、眞鶴の西南半里、土肥山を負ひ、海灣を東南に控へたり、熱海六里の海涯に於て大邑と稱す、(小田原へ四里熱海へ二里)石材を伐り出す。新篇風土記云、土肥郷吉濱の地藏堂、本尊は石の四面塔にて、面に地藏の像を鐫り、三方は梵字を刻す、石橋山敗北の時、頼朝大庭景親等に窘迫せられ、主從八人小道地藏堂に匿れて、其厄を免れし所是なり、源平盛衰記に見ゆ、箱根宿へ山路三里。○湯泉錄云、根府川已南多石、土民採伐以爲業、往往見崖壁、有椎鑿痕、入嵌、村有兩途、左赴眞鶴、右由吉濱村、就有始得膩土、是間數村、總稱杉山、即土肥郷也、有溫泉曰小海湯、俗呼曰湯河原、不及往、遂出海瀕、砂磧壙閭、其外皆頑石磊砢、風濤與石相鬪、砰訇震地、稍前川流截道、曰門河、傳云、豆山祠大門故址、一名境川、相豆以是爲界、復入山、曰日阪巀、小平處也、發禮拜嶺、俚傳源右大將嘗拜山祠處、極佳勝、右俯網代、左撫眞鶴、眞島初島、皆在襟帶。

門川(モンカハ) 今宮上、宮下等を合せ、土肥村と改む、吉濱の南に連り、溪流あり。即相豆の境堺と爲せば、堺川の名あり、門川の名も此溪に出る。一說、伊豆山神の鳥居門此に在りきと云ふは疑ふべし。

宮上(ミヤカミ)(湯河原) 今土肥村の大字とす、門川の西一里半なる溪中に居り、溫泉あり、謂ゆる土肥の湯河原(ユカハラ)是なり。○新篇風土記云、湯河原は僻地なるのみならず、山川の勝槩もなく、閑寂にすぎて、久浴驗を見るものなし、此溫湯は上世より聞こえ、萬葉の相摸國歌に、

阿之我利の刀比の可布知にいつる湯のよにもたよらにこころかいはなくに

とあり、中古には小梅の湯とも唱へり。○鑛泉志云、宮上湯は鹽類泉七源あり、其河下湯は熱百六十三度、儘根の湯は熱百三十二度、其地は箱根山と目金山の間にあたり、溪中并に崖根より數源の迸發するあり、湯戸數宇。

成願寺(ジャウグワンジ) 今土肥村堀之内(ホリノウチ)に在り、成字を城に改作す、土肥氏の菩提所にて、實平遠平父子の本願とぞ、大永中、僧太洲中興す。新篇風土記云、成願寺は、大鑑禪師塔銘序に據るに、土肥兵衛佐の請により、當寺に住し、禪師を勸請して開山となすと見ゆ、永和九年三月、僧義堂熱海の溫湯に浴し、歸路當寺に過り、海雲亭に大鑑の骨塔銘を觀しこと、一書に詳也。空華日工集云、早發熱海、取路走湯山、西北踰長坂、下村則抵于土肥成願寺矣、時値主人雲林不在、其令子清了清睦者、引余於方丈後數百步、攀蘿磴西上、乃見海雲二字、有歌板、乃東陵所作海雲之歌也、亭西有一石塔、乃大鑑禪師骨在、旁有木碑、乃東陵所作之大鑑塔銘、々見有字、乃石室所書也、師蓋福州三山連江、劉氏子也、余炷香三拜、覽碑文、遍而退、又入方丈、東面海波際天、一目萬里豁如也、所謂眞名鶴崎、名笠島者、三峯如山字形、可愛矣、本寺且那土肥眞順居士、相見茶話、遂引余入私第、茶罷而別去。

垂水郷(タルミ) 和名抄、足柄下郡垂水郷、高山寺本垂氷郷。○今詳ならず、一說土肥郷にあたるかと云へり、垂水とは古言瀑泉なれば、土肥の山中に因由なきにあらず。正倉院文書、天平七年相摸國封戶租交易帳、足下郡垂水郷、伍拾戶、田壹伯漆拾貳町、云々。

小田原(ヲダハラ) 今小田原町、人口一萬七千、箱根の谷口にあたり、丘を負ひ海に對す。丘上に故城趾あり、維新廢藩の初め、足柄縣廳を此に置き、相豆二州を治めたり。明治九年、足柄縣廢せられ、後足柄下郡の役所を置く、橫濱を距る十五里。○小田原は近世海道の名驛たりしに、鐵道箱根に由らざることとなりしより、頗閑寂に就けり、而も今國府津より箱根湯本まで電力車道を開き、又吉濱熱海の海濱にも車道を造りたるを以て、猶一方の小繁華とす(國府津へ一里半)

、關山當我背、大江當我前、此險不可恃、英雄名空傳、
暮雨跨馬過、一點鬼火寒、　小原　鐵心

新篇風土記云、建久中、曾我兄弟が工藤祐經をつけねらひ、小田原宿に伺ひしこと、眞名本曾我物語に「建久二年、十一月上旬比、曾我十郎助成、弟五郎時宗、自小田原宿始、酒匂河、古宇津、迹美、小磯、平塚宿、三浦、鎌倉、鶴所々」と云へり。應安五年、應永十二年、小田原の地を伊豆走湯山領に附せられ、永享四年、小田原關所の年錢を鎌倉八幡宮修理料に附せられしこと、古文書に見ゆ。○太平記云、康安元年、畠山入道道誓、其比鎌倉にありけるが、兄弟五人、并に郎從已下引具して、三百餘騎、伊豆國を指して落て行く、此勢小田原の宿に着きたりける夜、土肥掃部助、御敵になりて落つる者に、矢一つ射懸けずといふことやあるべきとて、主從只八騎にて、小田原の宿へ押し寄せ、風上より火をかけて、烟の下より切りて入る、遊佐、神保、齋藤、杉原出て向ひて、後陣に防矢少々射させて、其夜小田原の宿を落ちて、伊豆の修禪寺に栖籠る。小田原は箱根路の一驛たりしことは、鎌倉時代已に然り、而も未著れず、風土記殘本に、小田原浦とありと說くものあれど、採用すべからず。文明の頃にや、太田道灌小田原驛のほどりに、箱根別當長興法師に酒勸められて、花を看しこと、慕景集に見えたり。已にして鎌倉公方古河へ走り、東國離亂甚しく、伊勢九郎伊豆に起り、遂に箱根を踰えて相州を取る、即小田原を以て領所とす、氏綱氏康の時に至り、兵馬強盛、小田原は鎌倉に代りて東國の府城と爲る、此間の盛榮凡九十年を數ふ。小田原記に「相州小田原、守護の政道私なく、民を撫しかば、近國他國の人民、懷惠移家して、津々浦々の町人職人、西國北國より群來る、昔の鎌倉もいかで

是程あらんやと、覺ゆる計に見えにけり、東は一色より板橋に至る、其間一里の程に、[illegible]をはり賣買[illegible]盡しける、山海の珍物、[illegible]に至るまで、[illegible]事なし、異國唐物、未だ目に不見、まして聞も不及器物な、[illegible]と云ことなく[illegible]たり、民の[illegible]にして、東西の[illegible]條五條の辻にも過たり、[illegible]賣買の[illegible]には、四[illegible]せり、云々。天正十八年の[illegible]、豐臣氏の[illegible]攻す、北條氏五代の命運窮して、城府忽墟と爲る。是歲德川公八州に封ぜられて江戸に入部す、小田原の遺民多く江戸に轉す、(後德川氏の[illegible]攻し、遂に[illegible]せて藩[illegible]と爲し、以て[illegible]、足洞、[illegible]以て明治[illegible]に至る。)[illegible]小田原城下の唐人町(タウジンチヤウ)は、大手小路の東にへいき、[illegible]に至る道を云ふ。永祿九年、當國三崎の浦に[illegible]せし唐人の、居住せし所といふ、[illegible]舊風土記」北條氏[illegible]古く書にも見え、唐人小路と云ふ、是也。

宿中道造可[illegible]、唐人小路、

有小路與[illegible]、其町之[illegible]中令、時々[illegible]、可[illegible]道之侯、縱洪水之時分も、[illegible]からざる様に、[illegible]は右土を[illegible]、いかにも[illegible]に可道[illegible]事、

一宿町人[illegible]上之[illegible]に有之[illegible]に[illegible]、於[illegible]今[illegible]、[illegible]沙汰可申付者也、

一小路[illegible]日可[illegible]事、

一[illegible]、[illegible]、小路を[illegible]、[illegible]いくぶ[illegible]きに致之、可[illegible]事、

一宿中火之番、[illegible]可致之事、

右條々若於[illegible]者、[illegible]不可有[illegible]者也、仍如件、

未十一月廿日(元龜二年)

小田原記曰、永祿九年の春、三浦三崎へ、[illegible]船、賣買の利を得て、歸國しける、其中に唐人あまた、斯る目出度所にこそ住べけれとて、歸國に能はず、當所に留まる、則小田原に居住、町屋を給り、唐人と成、今も其子孫あまた小田原にありとかや、云々、唐人の[illegible]に、北條氏の臣、安藤豐前守、三浦三崎へ[illegible]、[illegible]へ連來りしと云へり(「新風土記」)

又小田原の外郎(ウイラウ)[illegible]、[illegible]、野菜、[illegible][illegible]氏綱[illegible]、其[illegible]を[illegible]めし者と[illegible]今、其家[illegible]、[illegible]、[illegible]の傳說明白ならざれど、[illegible]の[illegible]に[illegible]の[illegible]なし。○[illegible]風土記云、小田原[illegible]、古新宿町に住し、數[illegible]あり、其[illegible]中、[illegible]を造らしめられし時の[illegible]たまふ、又[illegible]の名家あり、天正十八年、本城落去の時、[illegible]、[illegible]を[illegible]たまひ、其工人[illegible]を名とし、北條氏の[illegible]に任せ、關八州の店屋の[illegible]をなせしと、又小田原提灯とて、世に名あるものは、享保の頃、其地に[illegible]るものにて、[illegible]、[illegible]、[illegible]の頃[illegible]、天下[illegible]郎大夫とて、古文書を傳ふる家あり、[illegible]武具云、乳打寄りて談合すれども、兎角標れたる分別なくて、何事談合しても唯一かにに[illegible]たる、[illegible]に、[illegible]を[illegible]立たる[illegible]を[illegible]ずなは、小田原飯泉と、其頃より專申習し、今に恒俗の[illegible]是也。

小田原城址

北條氏の故址にして、[illegible]本丸(ホンマル)[illegible]丘上に在り、[illegible]濠池等[illegible]存す。(牙營の一[illegible]、今宮内省[illegible]を[illegible]、新[illegible]閣を置かる、三守[illegible]址には[illegible]を建てたり)地勢の高下に[illegible]して、[illegible]の[illegible]を[illegible]る、[illegible]と謂ふべきは、[illegible]南北[illegible]町、其[illegible]東南[illegible]に士民の邸宅、[illegible]の[illegible]を[illegible]、北方[illegible]谷津、[illegible]を圍み、西に[illegible]の背後[illegible]高一百[illegible]の高地を[illegible]、内外を通して方二十町[illegible]八年[illegible]衛門[illegible]の後を承けて入衛し、其子相模守忠鄰、慶長十九年除封改易、後城主を置かざること[illegible]十年、江戸より[illegible]を[illegible]せらる、寛永十九年、[illegible]守正則、[illegible]、封十[illegible]萬石、[illegible]守正[illegible]、封十[illegible]萬三千石、貞享三年、越後高田[illegible]へ移る、大久保加賀守忠[illegible]、[illegible]より轉し、[illegible]の故[illegible]に[illegible]しめらる、封十一萬三千石、子孫[illegible]して大政革新に至れり、

[illegible]風土記云、この小田原は[illegible]の[illegible]なれども、[illegible]、[illegible]氏の頃は、上[illegible]の[illegible]任せしを、應永二十三年、上杉[illegible]の亂に[illegible]して沒收せられ、同年正月、[illegible]大森[illegible](信濃守に[illegible])[illegible]に[illegible]なる[illegible]、當[illegible]、其子[illegible]守[illegible]、其子[illegible]守氏[illegible]入道[illegible]に至り、關東大に亂れ、兩上杉合戰[illegible]なれば、[illegible]、[illegible]にして、[illegible]に住し、[illegible]氏の[illegible]となり、古河[illegible]氏を[illegible]、[illegible]家[illegible]、[illegible]のことなる、[illegible]丸[illegible]長氏、[illegible]出に在て、上杉の分國を併存せむことを企て、先當城を乘取んと、[illegible]を[illegible]す、明應三年[illegible]氏[illegible]卒去[illegible]て、藤[illegible]其[illegible]を[illegible]當城の[illegible]たり、[illegible]に於て、長氏[illegible]を以て[illegible]を[illegible]き、明年[illegible]に[illegible]せ當城を攻取りぬ、[illegible]大[illegible]部[illegible]田城に逃入れ、長氏即當城に[illegible]しかば、當國の[illegible]人[illegible][illegible]衛門[illegible]、[illegible]に[illegible]して是に[illegible]、[illegible]て長氏[illegible]相模兩國を平治し、姓を改て北條と號し、永く居城となせり、[illegible]長[illegible]して早雲[illegible]と[illegible]、其子左京大夫氏綱、其子左京大夫氏康、[illegible]年六月、氏康落飾して[illegible]萬松軒と[illegible]し、嫡子左京大夫[illegible]、當[illegible]たり、四年三月、上杉輝虎鶴岡八幡宮に參詣して、管領の拜賀を遂んが爲め、小田原退治と稱し當城に發向す、北條方にては[illegible]の用意にて、悉く[illegible]内に引入しかば、[illegible]輝虎[illegible]門[illegible]の[illegible]門[illegible]、[illegible]、退陣して鎌倉に退けり、十二年六月、武田[illegible]當[illegible]に[illegible]せ

しに、北條方は又城に籠り合戰に及ばざれば、信玄蓮池門揚土（アゲッチ）邊まで亂入し、十月に至るまで在陣して、同内町屋及侍屋鋪等を放火し、同四日退陣せり、十一月相豆武三州の人夫を課し、當城修理の事あり、元龜元年十月三日、氏康卒す、天正元年氏政隱居して截流齋と號し、其子左京大夫氏直家督を襲ぎ當城の主たり、北條氏多年關左八州を押領し、上洛にも及ばざれば、豐臣秀吉小田原退治の聞こあり、故に十八年正月より城の内外普く修造を加ふ、三月秀吉洛を發向あり、やがて上方の大軍駿州邊に押來り、充滿せる由聞えければ、豆州山中城に防禦の手立をなし、大手口を始め、箱根、宮城野、湯本、竹花、井細田、久野、小澤、早川等の口々に人衆を配り、關左八州の軍勢數万騎籠置れり（「小田原記」）然るに信州口、甲州口并に箱根まで追々破れ、七月七日落城す、新九郎長氏當城を攻取りしより、氏直に至るまで五代、九十六年にして終に滅亡す。

過小田原城

滄海蒼蒼分山叢叢、某嶋蛇立當其中、飛鳥不度白雲遮、
層樓挿天氣象雄、維昔北條據險隘、虎視八州傳五代、
豐公東征若雷霆、百二山河忽破碎、勿笑兒子豚犬罷、
勿笑和議尚猶疎、先後敗亡皆一轍、但葬城上暗夜烏、

長齋

安齋小路は東海道の大路より南に折れ、欄干橋及び筋違橋兩町の界に入り、茶畑町より侍小路を經て海濱に至るまでの横町を云ふ、田村安齋（古記には安清に作る）宅跡は今所詳ならず、天正十八年落城の時、七月九日北條氏政氏照兄弟出城して此宅に移り、（小田原記曰、同七月九日、氏政氏照は城を出、醫者の田村安清が宿所に移り給ふ。太閤記曰、同月七日迄は數萬騎の主として有しが、今日は引かへ、七月八日醫師安清が宅に移り、浮世の日數迫り來て、時を待つ有樣物に越て哀なり）十一日の晩生害す。

北條五代記云、小田原の城堅固廣大なる事、西は富士より小嶺（コミネ）山につつき、二の山の間に三重に堀をほり、小嶺山を城中に入、早川の河をかたどり、南のはまへ押しまはし、石垣をつき、東北は深田、池をり要地をつき、東西へ五十町南北へ七十町、廻りは五里四方、せいろう矢倉すきもなく立並き、塀さかもぎを引、らん杭の時節、敵は堀きはまで取よせ、海上は波間もなく舟をかけ置き、秀吉公西にあたつて山城を築し、小田原の城を目の下に見て御座けるに、來五月十八日の夜、數万挺の鐵炮にて惣ぜめして、楯も矢倉も殘りなく打くづすべしとなり、氏直も關八州の鐵炮を、兼て用意に籠置きたる事なれば、敵にも劣るまじ、鐵炮くらべせんと、矢狹間一ッに鐵炮三挺づゝ、其間々に大鐵炮をかけ、寄手の衆は舟に向て浪きはへ出、幕るなおそしと相待處に、十八日の暮かたより放しはじめ、敵も味方も一夜があいだ放しけるへ、小田原陣中に、榊原康政より加藤清正に與へし書とつたふる者あり、中に曰く、抑小田原城、存之外被構廣大、東西五十町、南北十八町、廻三里、西者山、東北者田、南者海、從西方、北東に次第に御取卷候、先御旗本に者、九番筒井大夫、中國毛利、房州里見、此外都合其勢五萬餘、右陣に者長谷川藤五郎、羽柴左衞門、池田三左衞門、堀久太郎、九鬼、脇坂、加藤遠江守、左陣に者次南長岡越中守、津之侍從、浮田宰相、次近江中納言、中村、堀尾、一柳、田中、山内、次に大和少將殿、信雄侍從、次に内府樣御家中、東南を浮賤衆加に左馬介、長谷川秀一、間宮、小濱、都合海上七萬餘、濱之時者、渡しも候、陸地と成然と見渡候、陸地之陣取、虎口際より堀を堀、其厚さ廿四五町、其薄者十七八町、早川口濱際より、東南海迄寸地尺地、無透關可圍候、先上は御陣場者、西の高山の頂上、十丈餘石垣築上、箱根山連峯、數城を足下に御覽候、御屋形造樣、廣大成石構、凡聚樂大阪にも不劣相見候。○新記云、本丸、東北二方に門あり、西方に三重の櫓樓あり、天正落城の時、氏直宅（東照宮の陣營）を此所に渡奉り、阿部備江守を置て守らせしむ、（三川志）二ノ丸は本丸の東に續けり、南北二方に門あり、南にあるものは譙門なり、巽隅に二重の櫓樓あり、三丸は二丸の東に續けり、東方に大手口ありて譙門を設く、坤隅の一門を欄干橋口、或は箱根口とも云り、北方に一門あり幸田（カウダ）門と云、（門外に幸田の地名あり）永祿四年、上杉輝虎當城を攻し時、この門外まで押寄し事見ゆ、（北越家書曰、味方勝に乘て北るを逐、小田原の城下へ押迫り、大手幸田口を初として、諸將攻口の丁場を定め、云々）乾隅の一門を谷口門と云、（此門を出れば谷津（ヤツ）村に至る）古へ蓮池門（ハスイケモン）と云るは此門なるべし、永祿の亂、上杉輝虎小田原蓮池門まで押寄せしことあり、然るに、三の丸西方に沼池あり、其中嶋に祠あり、北條氏綱勸請して城内の鎮守とす、小田原記曰「大永二年九月の初、武藏の淺草觀音、其寺の邊より掘出しことあり、氏綱を御參り、諸人不思議と申し遣に、蓮乘院法印語り申けるは、此十天は觀音の守身、北條家の守本尊、御紋はこれ普天の時とかつ、當家には末代迄の武運長久と崇め奉り、佐之嶋城北の堀の内へ移し奉り、當城の鎮守と崇め奉り、武運の長久を祈られけり」云々、小峯は元蓮城の時、北條左衞門佐氏忠の出張なり、小田原記曰「野州佐野の城は、北條左衞門佐氏忠の城なり、氏忠我身は小田原の小峯に居住して、佐野の城には舊臣共を籠置、（又三川志曰「秀吉公金堀を集め、小嶺山の攻口櫓下より堀り入り、遂に一つ倒す、然れ共人に落上石に打れ死する者多し」）小峰曲輪は、本丸の南に續り、近世は調練場に使用し、まゝ樹を植ゑて空閑を存せしめたり、故に今に至るも尚林と稱し、士民遊樂の所とす、二宮尊德を祀れる小廟あ

（幸田）

（小峯）

松原神社（マツバラ） 小田原宮前町に在り、[illegible]日吉武[illegible]を祭ると云ふは、舊名鶴の森と云へるに因り、白鳥の[illegible]會を寫すもの歟、緣起不詳、或は[illegible]明神と云ふの[illegible]に記云、社傳に據るに、松原明神は[illegible]明神と[illegible]す、こは醍醐帝の時、當社に[illegible]を被けるなりと、鶴森と唱へしにより、遂の後、天文中、金[illegible]の十一面觀音[illegible]に[illegible]此地に石室ありて四尺、觀音[illegible]、[illegible]あり、其記[illegible]に依て、當社を[illegible]と云ひ、北條氏[illegible]な殊に崇敬ありき、[illegible]古[illegible]なり、[illegible]べからず、後に「武[illegible]、[illegible]彌陀佛、大檀那小野吉[illegible]、[illegible]年、[illegible]一日」の數十字見ゆ、別當玉[illegible]坊[illegible]、古は杉之坊と稱せり、開山[illegible]法印、久[illegible]年卒す、中興賢舜法印は、天正四年の[illegible]、紀州那多[illegible]に於て異國人より鳥銃を傳來し、[illegible]て之を[illegible]に[illegible]、北條五代記には、法印之を[illegible]に[illegible]、[illegible]の事と云ふ、供僧西光院に[illegible]、[illegible]由[illegible]、同八年[illegible]、[illegible]明神社中、供僧西光院」と[illegible]、[illegible]門[illegible]、[illegible]貫文[illegible]五代記云、[illegible]十八年の[illegible]、[illegible]大明神の宮の[illegible]、[illegible]棚をかま[illegible]、[illegible]の[illegible]に千の買物有て[illegible]、[illegible]計の糧米[illegible]、あまる[illegible]に於いては、市にて賣べし、[illegible]に至[illegible]にこと[illegible]ふる下さるべしと、云々。

蓮上院（レンジャウヰン） 花木山（ハナノキ）と稱し、[illegible]寺と云ひ、[illegible]の古刹なり、[illegible]小田原第一の舊址か、其邊を花ノ木と呼べり。新記云、北條役帳に、花木隱居、或は花ノ木[illegible]見ゆ、蓋大工町の邊に在せし人なるべし、[illegible]、[illegible]十貫文、[illegible]花ノ木[illegible]、[illegible]ならず、小田原[illegible]に[illegible]せし人の如し、[illegible]花ノ木の北方にして、[illegible]内[illegible]の内なり、古へ此地に[illegible]あり、[illegible]と唱ふ。

山角（ヤマカク） [illegible]の西南[illegible]、[illegible]氏の[illegible]人[illegible]、[illegible]清[illegible]の[illegible]、山角町の[illegible]五年七月、北條[illegible]、[illegible]、[illegible]の[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]六年の[illegible]、[illegible]小田原[illegible]、[illegible]なれど、[illegible]、[illegible]小田原の[illegible]に[illegible]と見ゆ、[illegible]年[illegible]「[illegible]二年[illegible]月、[illegible]小田原[illegible]、[illegible]實[illegible]、[illegible]小田原[illegible]、北條[illegible]、[illegible]、[illegible]に[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]資[illegible]寶[illegible]小田原[illegible]、[illegible]ふ、[illegible]、[illegible]十二里、[illegible]べき十三里、[illegible]の[illegible]ならず。

荻窪（ヲギクボ） [illegible]谷津、中島、[illegible]、[illegible]と[illegible]りと云、小田原[illegible]の北に接し、[illegible]を[illegible]、[illegible]の東北なる方面にして、[illegible]口とも、谷津口とも云へり、谷津に[illegible]、[illegible]立六十六部の一なり。

（谷津）

（道連）

甲陽軍記云、[illegible]谷口門の外にあり、永祿十二年十月、武田信玄小田原へ[illegible]、[illegible]まで[illegible]と見えたり、[illegible]、信玄小田原[illegible]、[illegible]に云ふ、古[illegible]、信玄[illegible]して、[illegible]門の邊まで押詰、[illegible]て攻[illegible]、[illegible]にも[illegible]、こ[illegible]、五、[illegible]方、宗[illegible]中數[illegible]、小田原へ下りて茶の湯[illegible]、[illegible]日々也、[illegible]の瑞相なりと、心ある人申けるが、果して[illegible]四年の[illegible]に、[illegible]になり行けり、北條五代記云、[illegible]、穴を[illegible]て[illegible]を打[illegible]、[illegible]に在て[illegible]、[illegible]相州[illegible]、東[illegible]、渡手の角[illegible]、一[illegible]の中に[illegible]、一[illegible]こし[illegible]あ[illegible]な[illegible]一ッ[illegible]る[illegible]に[illegible]日なり、[illegible]と す、云々。[illegible]小田原攻の時、[illegible]と云ふに皆[illegible]、[illegible]に在にし、道連の門[illegible]、[illegible]ら所な、[illegible]、[illegible]少も騒き[illegible]

蘆子川（アシコ）　小田原の東北を流るる細流にして、源は久野村の奥なる箱根明星岳に發す、長二里半、今小田原市街の北郊なる谷津、荻窪、中島、池上、町田などを合同して蘆子村と云ひ、荻窪の北に連接する井細田と云ふ、今今井、多古と合同して三川村と改稱す、蘆子川と酒匂川の間なる田野を占む。新風土記云、久野川、萬二流、共に久野山中に濫觴す、下流山王原村に至て、海に注す、蘆子川（阿志古加波）と稱す、同村にて海に注す、水路凡二里、河辺に堤防あり、大永三年の物に、蘆子川の名見ゆ（町田村願成寺勸進狀）又五代記、信玄、永祿十一年十月、小田原へはたらきかけ、氏康案外無勢なれば、合戰かなはず、小田原の人數は蘆子河原へ打出、大河をへだてゝ陣を取、信玄さき手の者酒匂の宿を放火し、即刻引返す時に至て、小田原より切て出追返し、敵敗軍す、云々

久野（クノ）　今久野村と云ふ、荻窪の西北にして、小田原を去る一里許、山丘に倚る。

新編風土記云、神山權現は久野村の鎭守にて、北條五代記に久野神事のこと見えたり、北條幻庵の屋舖跡は、小名中宿に在り、其傳も遺れり、天正五年卒す、幻庵は入道早雲の末男にて、初名菊壽丸、箱根別當坊に住し、又長綱と稱し、退隱して久野に住しければ、久野幻庵と云ふ、宗牧、天文十四年幻庵の宅を訪問する事、紀行に見ゆ、

二月廿六日、幻庵より朝風呂に入るべきよし使あり、過ぎし夜の雨、篠方よりきえ返りて有けむ、起出て見れば、箱根つゞきの峰々雪いと白う降れり、驚されて、

箱根山雪こめたる明方の春に驚く峯の白雪、

幻庵後園の由家見すべしとて、竹の枯葉踏分てしるべせられたり、安房上總の海々望うつゞ連して、鎌倉山は居の木末に掛れり、近き詠には云ふに足らず。

史學雜誌云、久野村の北に諏方原あり、高原にして一望千里、海山指呼の間に集まる、小田原の役、三月廿九日、井伊直政は足柄越より此に陣を進むること、大三川志に見ゆ、四月三日に、家康公も湯本早雲寺より此に移られしこと、小田原記に明かなり、管窺武鑑に、家康公は足柄越より天狗嶽の下、諏方の原の上、竹之下山に陣營とあるは誤まれり、

總世寺（ソウセイ）　今久野村に在り、總世寺は曹洞宗、阿育王山と號す、開山安叟宗楞、文安年中此澤阿育王山に艸庵を結びし頃、小田原城主大森氏賴入道寄栖庵は安叟の甥にて、（下野宮上村保善院舊記曰、[illegible]偉、字安叟、諱宗楞、藤氏也、大森信濃守賴春公之俗弟、寄栖庵之伯父也、云々）且對依厚ければ、寺域山林を寄附す、（今寺域九十六石餘の除地、舊氏賴寄附せし地なりと云）明應三年、三浦義介義同（陸奥守入道道寸と號す）養父・浦介時高と不和により、義同三浦を遁れ出、當寺に來り智清宗哲の弟子となり、圓頂黑衣の姿となる・按するに義同の母は開基寄栖庵の妹なり）三浦の一門家臣等、其跡を尋て當寺に來會すること舊書に見ゆ、總世寺の鐘は其銘文に據るに、應永十五年鑄して、當社に寄附せしを、天正十八年小田原陣の時、羽柴中納言秀次分取して寄進す、應永の舊銘に「別當法印聖由、大工毛利常吉」次に永祿元年寄附の事を鐫る曰「當社寄附、且那生田若狹守藤原重吉」次に天正當寺に寄附の事を鐫れり曰「相模州足柄下郡、早川庄久野村、阿育王山總世禪寺什物、羽柴中納言寄附之者也、天正十八庚寅年七月」

井細田（イサイ）　今今井、多古と倂せて、三川村と改む、蘆子酒匂兩川の間にて、荻窪、久野の東に連なる

○同記云、井細田は、外郭北の出口なり、甲州街道に値れり、（小田原記曰、永祿十二年八月、武田信玄小田原亂入の時、石堂下野守、九島道隨へ道、井細田口を持堅む、（北條五代記、氏直舍弟等太田十郎氏房は、多[illegible]故、井細田口より久野迄、百八十間の持口、其直より敵は羽柴下總守なり）此口より和議を調へ（此井細田口より取寄て、扱ひとぞ聞へける、氏直出城あり、十郎持口、井細田より、氏直七月六日開城、出城なり）遂に落去に及びしを以て、土俗破れ口と呼び做せり。

今井（イマイ）　今三川村の大字とす、大三川志に、天正十八年三月廿九日、神君諏方原在陣、四月四日今井一色濱に移陣云々と載せたり。今此地に德川氏の陣營址とて、聖營の遺形存す。町田願成寺の大永三年寄進勸進帳に、

相州西郡早川庄、町田村願成寺云々、蘆子河、足子河之中間云々、早川庄惣社鎭守箱根山權現、山門境致、前滄海漫々、後大山峨々、今井一色、小田原、風景在目下矣、云々、

此寺昔は久野村の舊澤に在りしを知る、永祿役帳、西郡今井郷百九十貫文

和戸郷（ヤマト）　和名抄、足柄下郡和戸郷（今存ならず、ワトと讀むべし、又はヤマトと訓むか、[illegible]年法隆寺資財帳には「足下郡倭戸郷、五十戸、永年封」と載す。一書に、大文の和田里を舉げて、和戸の遺名につと云ふは、固より依據に足らず、小田原の塗郷名を缺けば、或はここか、而も明徴なし、

地理志料云、和戸郷或讀倭戸、音同可互、古作此倭、今按小田原驛、在郡中央、四方輻湊、頗爲繁庶、而無古郷之可充者、疑北有谷津村、北條氏直築秋山木方、建品濟院於此、山木（ヤマキ）蓋夜麻登之轉、而谷津亦其轉呼也、上郡圖田上郷、今轉爲大通村、可倂。

高田郷（タカタ）　和名抄、足柄下郡高田郷。（今存ならず、上郡の宮中村に高田の大字存すれど、其は往昔足柄上郡の境内にて、伴部郷と思惟せらるれば、同名別地ならん、或は大窪、野村など邊にあらずや）

[illegible]、[illegible]田壹伯陸拾七町、云々。

飯田（イヒダ）郷

和名抄、足柄下郡飯田郷、今富水（トミヅ）村にあたる、[illegible]の北にして、[illegible]の南とす、大字飯田岡（イヒダヲカ）存す。

（穴部）[illegible]（[illegible]）は足柄山中より[illegible]、[illegible]長田郷、穴部の間を過ぎ、酒匂川に入る、長[illegible]、穴部も今富水村の管内と為り、[illegible]、[illegible]八十貫文、同堀内[illegible]十八貫文、[illegible]分三十貫文なり、[illegible]郷内に[illegible]あり[illegible]ふ、飯田岡と云ふも見えたり、[illegible]見えたり、今[illegible]内、[illegible]富水の大字に存す。

山王（サンワウ）原

[illegible]の東、[illegible]に沿ひ、[illegible]にあり、今[illegible]一色と共に酒匂[illegible]に作る。

（網一色）網一色（アミイシキ）は[illegible]一色[illegible]とも[illegible]、[illegible]引網と云ふものを、[illegible]にて[illegible]、遂に網の字を冠すと、〔新編風土記〕網字を冠らせりとの説は[illegible]べし、一色と一郷[illegible]、[illegible]一色と[illegible]、[illegible]名する[illegible]、[illegible]寶を打[illegible]云々、[illegible]ま小田[illegible]あず、[illegible]天正十二年、伊北[illegible]五右衛門と云ふもの、[illegible]河原に刑に處せられし事、北條五代記に見えたり、これ山王原の事なり、今も[illegible]、其中に[illegible]留[illegible]、[illegible]濱端丘上にあり、小[illegible]として五輪塔六基並び立てり、中央なるは[illegible]にして、餘は皆小なり、大なるは高三尺小なるは二尺、土人是を龍

若[illegible]へ、[illegible]、[illegible]敬彌す、天文二十一年、北條氏康、管領上杉憲政の嫡男龍若丸を[illegible]、[illegible]一色（イッシキ）の松原に[illegible]、此地は即網一色[illegible]の西に接して、古は一圓に松林なりしと云ふも實なるべし、又網一色[illegible]

[illegible]

酒勾（サカワ）川

富士山[illegible]、其源は[illegible]に[illegible]し、[illegible]足柄[illegible]、南[illegible]東へ流れ、[illegible]を過ぎ、[illegible]足柄上郡に入り、[illegible]於て河内川を容れ、[illegible]を過ぎ南流し、小田原の北東三十町の地にて海へ入る、長凡十二里、酒勾川

（丸子川）[illegible]（マリコ）[illegible]、一[illegible]酒匂[illegible]にて、古名相摸川なりとあるは非也。東鑑、治承四年八月廿三日、石橋合戰の條に「三浦輩者、依及曉天、宿丸子河邊、遣郎從等、燒失景親[illegible]家屋、其煙聳半天、景親等遙見之」云々「廿四日、[illegible]」[illegible]曉天武衞[illegible]、[illegible]外[illegible]」云々。平家物語云、[illegible]公、[illegible]丸子川を[illegible]時、[illegible]へ字「[illegible]こ川[illegible]」[illegible]云、[illegible]の[illegible]には[illegible]子[illegible]の大河、[illegible]の山、[illegible]の山よ、[illegible]

[illegible]

丸子川と云河を、いと暗くて渡る、今宵はさかはと云所に泊[illegible]、あすは[illegible]、いまだ[illegible]と云なり、二十九日、さかはを出て、[illegible]と行、[illegible]なる、[illegible]のうへに、いとほそき月いでたり、浦路行こゝろ細さを[illegible]〔阿佛十六夜日記〕

（圓子川）海道記云、昔[illegible]、[illegible]へ[illegible]ありて、今の酒匂川へ酒を灑ぎしかば、酒のにほひしかば止ざりしを以て、遂に地名に[illegible]、[illegible]今[illegible]匂の字に[illegible]、[illegible]なりと[illegible]、[illegible]、[illegible]海道記に憶案を加へし説なり、又傳ふ、東海道側なる民家の前に、幅三尺許なる小溝あり、此水西へ逆流するゆゑ、地名と

（逆川）「道は順なれども、宿を逆川と云所に泊る、汐のさすとき水の上さまに流るれば、逆川（サカヘ）といふ」云々、[illegible]酒匂川を云なるべし、此川當所にて海に入れば、潮水逆流[illegible]、[illegible]、又按ずるに、[illegible]、然れど此川に[illegible]、地名[illegible]、[illegible]岸和田、岩和田、佐川田など地名にワタと云は、曲の字

なるべし、酒匂川のをがりめなりと見ゆ、當所も酒勾川治に注する處、曲形灣曲をなせり、且酒勾の勾の字は句の俗字にして、說文に句は曲也と注し、又前漢書趙充國傳に「入鮮水北句廉上」註に「句廉謂水岸曲而有廉稜也」とあり、是等に據て思ふに、村名に勾の字を用ゐれば、もと水岸の曲りたるより起りて、サカワと唱ふべきを、下略せしも知らず、箱根線路には酒匂に作る。

酒匂（サカワ）（酒匂）　今酒匂村と云ひ、河の東岸なる沿濱に在り、西岸の山王原、網一色なども管内とす。古書皆酒勾（サカワ）に作り、又佐河に誤る。勾字は句と同じ、環囲の義ありて、[illegible]、又當國餘綾郡川勾神社は、延喜式に載す、勾[illegible]の訓[illegible]明白[illegible]、後人或は讀み誤[illegible]て、匂字は古訓カヲルとよみたり、此に酒匂はサカワヲに假借して、サカワとよめるなりと云ふ。附會の說に屬すべし。

東鑑、文治元年五月十五日、前廷尉使者參着、去七日出京、今夜試着酒匂驛。寬喜四年正月、將軍家御上洛、廿八日、晴、進發、酉剋着御酒匂驛、廿九日、今夕入御藍澤驛。同年十二月、將軍家御下向、廿七日鮎澤竹下御宿、廿八日酒匂驛濱部御所、廿九日着御鎌倉御所。（酒匂は驛路にかかる、[illegible]代の足柄[illegible]は北にて、足子川を渉り、西岸を北へ關本驛へ登りしと知らる、曾我物語に佐河（サカハ）、

濱邊（ハマベ）（佐河邊）　古字津と云ふ、佐河即此とす
東鑑に酒匂宿部とあるのみならず、金槐集にも「はまへの宿」と載す、今は村内に小名にて遺る、小田原役帳に濱邊と讀したり。
東鑑、寬元二年正月廿五日、土湯山御參詣、入夜着濱邊宿。弘長三年五月一日、自二所還御、前今日鎌倉御所、自濱部館、當宿自方、可有御點之由、同書、建久三年、酒匂驛田寺と云へるあるも今寺亡びたり、關八州古戰錄に「小田原氏政、[illegible]の東にて、[illegible]ければ、甲府より老女に内意を含め、又相州酒匂[illegible]の雨[illegible]も、甲府に招寄て陣し捕へられしかば、氏政同心有て、此人質として舍弟新四郎氏忠甲府へ參らす」とあるは、此寺にやありけん）林道春甲子紀行曰「酒匂川一名蒼川、世所云遠江[illegible]蒼川者非是」、按ずるに一名蒼川とあれど、蒼川は此北岸にある小流の名にて、此川の一名にはあらず、酒匂駒形社の御正體は、同廟に佛像を鑄出し、銘文に「奉寄進駒形大權現御正體、相州西郡酒匂郷、代官岡部出雲守還定、天文廿二年丑七月二日」、北條役帳幻庵内室の知行中に、四十貫文酒勾内駒形分と見ゆ、即當社の事なり、箱根線路に酒匂郷四十八箇の神商とするとある領分の[illegible]なるべし。

（駒形神社）

小總郷（ヲフサ）　和名抄、足柄上郡驛家郷。延喜式、小總驛馬十疋、足柄上郡傳馬五疋、後の酒匂の驛家にして、往昔は足子川の左岸は、すべて足上郡の管内なりしを知る。
新編風土記云、小總驛は今郡中に遺名を傳へず、按ずるに大和物語、在原業平の次子滋春が東國下りの事をいへる條に「人の國の情に心細き所々にては、歌よみて書きつけなどしけるに、小總の驛と云ふ所に、旅遣に六人有ける、たにふみて書つけたりける「わたつみと人や見るらん逢事の涙をふさに泣つめつれば」云々、さては今の酒匂村の邊遺跡と云ん歟。

鴨宮（カモノミヤ）（下柳）　今矢作、新屋（シンヤ）、下堀などを併せ、下府中（シモフナカ）村と改む、は酒匂村の北に隣り、酒川左右の田園とす、蒼川と酒匂川の分派にして、灌田の溝渠なり、其下里中、酒勾堰と呼ばれて其西に居る
鴨宮は、賀茂明神あればなり、古名を柳下（ヤギシタ）と云ひ、東鑑、建久三年相模國の諸社に、神馬を納めし其一社を、柳下賀茂と載せたるは即此とす。又源平盛衰記に、八月二十五日、[illegible]、八松原、大磯、小磯打過て、二日路を一日に酒匂の宿に着するが、足子川の[illegible]河の流れ、渡すことも叶はで、當國の中に八木下と云ふに陣を取る、[illegible]のいふ[illegible]一年の記に、相模[illegible]八木下[illegible]當所[illegible]

（八木下）

飯泉（イヒヅミ）　今[illegible]、酒匂川と蒼川の間にある、田を含む（觀音堂あり、千代[illegible]、此地[illegible]、飯泉山勝福寺觀音門[illegible]景光が所領なり、[illegible]當門[illegible]光[illegible]云々、小田原記曰、永祿十二年、信玄小田原を退陣、まりこ川を渡り、飯泉にて人馬を休め、夜の間に引退。

桑原（クハバラ）　[illegible]、當國[illegible]、永祿役帳、桑原郷二百九十貫文、[illegible]河原[illegible]一小村に過ぎず。
淨國寺に[illegible]と號す、[illegible]道場の[illegible]して、[illegible]佛[illegible]なり、淨土[illegible]久依寂慧、受淨土教白旗之門、[illegible]宗光、[illegible]其[illegible]、[illegible]高尊、[illegible]聖[illegible]、[illegible]武州[illegible]、[illegible]導師、[illegible]道寺、[illegible]日[illegible]、[illegible]道化[illegible]、東方宗[illegible]、[illegible]、及[illegible]

成田（ナリタ）　今[illegible]の大字とす、[illegible]も近世は[illegible]に呼び、附近四十餘村の總稱[illegible]、元德元年の古書に、成田庄の名見えたり。

作部郷（トモベ）　和名抄、足柄上郡作部郷。高山寺本作伴部郷。[illegible]作部と[illegible]にて、伴[illegible]

云ふ[illegible]、淳和帝の御諱を避けて、伴と改められしか、

（伴）[illegible]の昔は、[illegible]に依り、[illegible]
[illegible]、弘仁十四年四月、改大伴宿禰、為伴宿禰、[illegible]
[illegible]也、[illegible]、伴朝、[illegible]、小[illegible]、[illegible]部、[illegible]
[illegible]、[illegible]用、[illegible]
[illegible]門[illegible]印[illegible]
[illegible]

大友（オホトモ）

今[illegible]の大字とす、[illegible]
[illegible]
（[illegible]）[illegible]今[illegible]の大字に[illegible]
[illegible]、[illegible]東南に[illegible]
氏[illegible]、[illegible]、中原[illegible]
[illegible]也、又[illegible]長[illegible]、[illegible]相[illegible]
[illegible]、[illegible]大友[illegible]相模、
[illegible]以其[illegible]邑、[illegible]之女婿[illegible]能、親[illegible]之養子能
直也。

永塚（ナガツカ）

今上府中村の大字とす、[illegible]、[illegible]年、
[illegible]常[illegible]長[illegible]を常行堂[illegible]
（千代）[illegible]とす、[illegible]千代（チヨ）付[illegible]、今上[illegible]村[illegible]千代
といふ[illegible]書に「[illegible]安[illegible]年、[illegible]、[illegible]
[illegible]部[illegible]年、[illegible]田[illegible]、[illegible]内[illegible]観音[illegible]、
代[illegible]の旨に[illegible]、[illegible]観音堂
[illegible]十一面[illegible]村に[illegible]、[illegible]
[illegible]三十三[illegible]、[illegible]
[illegible]とす、小田原[illegible]千代[illegible]

高田（タカタ）

今上[illegible]の大字とす、[illegible]
[illegible]、[illegible]高田[illegible]、[illegible]
和名抄足下[illegible]郡と相異[illegible]
[illegible]中[illegible]、[illegible]の故名[illegible]、由

縁のあることにや、[illegible]

餘戸郷（アマルベ）

和名抄、[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]、[illegible]一[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

曾我（ソガ）

今[illegible]と云ふ、[illegible]の西に
分れ、[illegible]曾我山[illegible]を負ひ、[illegible]
（谷津）[illegible]、[illegible]
（寺前）[illegible]安[illegible]、[illegible]
[illegible]曾我太郎[illegible]
方二[illegible]、今[illegible]川を図き、[illegible]
[illegible]、八[illegible]、曾我大
[illegible]
[illegible]、二[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]治二年七月

[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]、五輪
[illegible]、[illegible]大
[illegible]

山彦山（ヤマヒコ）

[illegible]
[illegible]
[illegible]
（[illegible]）[illegible]、山[illegible]長二十間、
[illegible]八間の[illegible]、[illegible]
[illegible]
二段に[illegible]、上[illegible]八尺[illegible]、[illegible]十八年[illegible]
[illegible]相伴な
[illegible]、[illegible]川
[illegible]

田島（タシマ）

今[illegible]、[illegible]八幡宮
[illegible]なるべ
[illegible]

関本（セキモト）

[illegible]
（[illegible]）[illegible]
[illegible]

（古宇津）

国府津村より、古へ[illegible]の所なり、又より相距ること二里許なれど、往昔の古道、荒廃にして、盛時の便なしければ、若くは当所を以て、往日市の津港とはし事ありて、此地名起りしにや、曾我物語に「五郎打出、大磯宿過行、小磯、浦も、古宇津宿、酒匂濱、見直曾我古里、入早川伯母所」又應永の頃の鶴岡文書にも、国府津宿と記したり、應永二十三年、上杉禅秀が乱に、京都より討手の軍勢、及び大森勢、今川勢と共に此辺に陣取、又此頃当所に関門を置、其役銭を以て鶴岡八幡宮修理の料に充し事あり、文亀二年、宗祇法師鎌倉より駿河に至れる路次、病に罹りて當國[illegible]、宗祇終焉記曰「駿河国へ出たち侍る、年の頃まかりに、道の[illegible]にて小白といふ虫のおこりあひて、いかにもやるかたなく、薬を用ひぬれど、露しるしもなければ、[illegible]ッといふ所に、旅宿をもとめて、一夜をあかし侍る」此浦濱を俑が浦と云ひ、海上廿二町は、当村の漁場にして、漁猟をなし、生魚を貢く、弘治の頃、既に漁主と称し、北條氏へ魚類を調進するを以て、船の諸役を免除せられしと云ふ、永禄三年、北條氏ト書、同民所蔵のものあり、

本城御前様、[illegible]、月納肴、従昔相定、御肴改而被仰出事、

壱艘、国府津、村野宗右衛門船

此肴銭毎月弐百五十文宛之役

肴損間、致隨上可申、但隨時無隨にても上可申者、可為致事之隨意、代物にて納申儀、被停止事、（下略）

南山深待録、観應二（正平六）年十二月、薩埵山に於ては、尊氏直義敵となり、五十萬騎にして、うかうかと對陣して居たりける處に、廿七日に至りて、尊氏方の後詰の国府勢、三万余騎（或は三千）足柄山に在りける直義方の勢を追ちらし、竹下に陣とれば、小山判官も宇都宮に力を協せ、七百余騎（或は一千）古宇津といふ所に着たりける、是らの勢ともが焼つゞけたる篝火のかげ、夥数みえければ、今迄も大勢なりと聞えし直義入道の勢、こらへずして十方に落去ける、直義入道是を見て、一支もさゝへず、あまりに取る矢ひ、伊豆の府山に引退き与。〔太平記〕○貴暁記、京鎌倉六十三次の驛名に「湯本五十町、小田原一里、酒匂一里、郡水」とあり、郡水はコホツなれば、即此地とす。又太平記に據るに、文和元年、小手差原合戦の後「義興義治諸共に三月四日、鎌倉を引て松田、河村、酒匂已下、六千余騎の勢を率して、國府津山の奥に楯籠りける」按するに國府津山と云へるは、考ふる所なし、其日録に義興義治籠河村城事の記あり、古文書に「三富弥四郎高胤申軍忠事、去年将軍家御下向候時、箱根道供奉事、今年閏二月十一日、武州御下向之間、御供仕、同廿日金井原、同廿八日小手指原両度合戦、致忠節事、今月八日、相模国御発向之間、御供仕、同十五日河村城御向之時、致合戦事」とあるに依憑し、國府津山は河村山の誤なるを悟るべし。

（郡水）

国府津の蓮華院金光院は、時宗にて、鎌倉大草紙に国府津道場と呼ぶもの是也、永仁五年、遊行二世真教上人の開闢なり、昔は境内も廣く、寺産二百貫許ありしと云ふが、今は衰へたり。寶金剛寺は真言宗、俗に護摩堂と云ふ、護摩本尊は薬師如来にて、小田原記及び天正中の古圖に、國府津護摩堂とあるもの即此也、近世は隣近三十一寺の中本山と為り、古義派に属す。真楽寺は勧堂(スヽメ)とも云ふ、浄土真宗なり、昔は天台宗にて、安貞年中、親鸞上人当国化益の時、現住性順師資の約をなし、勧堂を建てて上人を置き、在留七年に及び、遂に此堂を上足顕知に譲与して歸洛ありしと云ふ、寺内の歸命堂には、名號石を安置す、建武の年號あり、本願寺門跡江戸下向の時に、此寺に参詣し、寺宝聖徳太子来の三品にて團子を造り、且砂糖麥と名つくるものを饗應せらるるを例と爲したり〔新編風土記〕今[illegible]は中央に、[illegible]、寺得光如来、南、[illegible]、西、行光、門弟、一向専修念佛衆等、建武元戊年十一月、同心敬白」と刻む、寺宝に傍文は建武元年、覚如上人の時に加へし者にて、名號は親鸞上人の作と云へど、信用し難き事也。

（勧堂）

小八幡(コヤハタ)　国府津の西にして、今酒匂村の管内とす、小八幡とは國府八幡の訛なるべし、廻國雑記に。

[illegible]のたび渡りける酒匂川を、くとはるとて、仙讃、

まりこ川またわたる瀬やかへり足、

八幡といへるさとに、神社侍り。車のついでに、

梓弓八幡を此に頼つきぬはるは湊の山に待ち見む。

前川(マヘカハ)　今羽根尾と併せ、前羽村と改む、国府津の東にして、中村川の西南なる海濱に居る。

二所詣下向に、はまべの宿のまへに、前川と云川あり、雨降て水まさりしかば、日暮てわたり侍りし時よめる、〔金槐〕

濱辺なる前の川瀬を行水のはやくもけふの暮にける哉、

（廐河）

此歌詞によれば、前川とは今中村川の一名なりしが、村名にうつりたる也、濱辺宿とは酒匂驛を云ふ。〔新編風土記〕云、走湯山明徳元年の文書に、雷電社領相模国廐河(マヤカハ)村とあるは、前川村に同し、此地は風土蜜柑に相應するを以て、戸々多く植う、按するに延喜式にも當国例貢の品に甘子あり、其遺存歟、太田道灌の平安紀行に、車坂(クルマサカ)の里と見えしは此辺なり、同中坂とも云ひて、夕立頃に降そそ[illegible]、時雨の空も共に車坂越き降る夕立の空」又韓使来聘の時は、此地の路傍に休憩の茶屋を建るを例とす、其間[illegible]百三十間余とす

（車坂）

磯長郷(シナガ)　和名抄、餘綾郡磯長郷。○今前川の辺、下中(シモナカ)村なる[illegible]地なるべし、和名抄に伊蘇、餘

（師長國）

綾、石見、磯長、[illegible]と次第して[illegible]、地形を推すに、磯長は霜見（今中郡の吾妻村）の南たること明瞭とす。本書の郡鄕記載の順序に、地形に應ぜざるもの固より多けれど、本郡のことき[illegible]契合す。磯長の鄕名は、他書にも見えず、早く亡失したる者とす。然れども、國造本紀に相摸國の下に、

師長（シナガ）國造、志賀高穴穂朝御世、茨城國造祖建許呂命兒、意富鷲意彌命、定賜國造、

と録せらるる古姓國とす。其古國の分野は、西部の足柄を除き、東なる中郡、高座、鎌倉等の相摸[illegible]に相[illegible]たるならん。[illegible]風土記には、

[illegible]上古、相摸、[illegible]長[illegible]たりしとも云ふべきなれど、[illegible]北方山間[illegible]の地を佐加牟と唱へ、南方[illegible]を師長と[illegible]、自然區別せしも知るべからず、

と論せり。是[illegible]長を磯[illegible]に[illegible]したる者なるか、此地名は河内[illegible]の山間に[illegible]（磯長とも）あれば、[illegible]の義と定[illegible]、且地形の[illegible]に[illegible]、東西の[illegible]別あれど、山間海濱の區別と云ふこと領同せず。畢竟、之に磯長は其名義を詳にせざるも、[illegible]は西部より中郡の一部をも兼ねたる者とす。

中郡

中（ナカ）郡

足柄郡の東、相摸川（俗名馬入（バニウ）川）に至る、即本州の中央にあたる。明治二十九年、餘綾大住の二郡を合併したる者にして、今面積十六方里、人口十[illegible]五千、五町二十三村に分ち、大磯に治す。

中郡の名は足柄[illegible]の[illegible]に[illegible]、當[illegible]の[illegible]たり、小田原[illegible]に[illegible]、[illegible]、餘綾、大住、愛甲の三郡を管轄す、後大正中に至り郡[illegible]を廢し、中郡の名亡ぶ。

餘綾（ヨロギ）郡

[illegible]、[illegible]に作り、[illegible]、明治二十九年廢[illegible]せられて中郡へ併せし[illegible]、即大住郡と足柄郡の間にして、郡の[illegible]、[illegible]す、近世[illegible]地高八千石

和名抄、餘綾郡[illegible]と註し、七鄕に分つ、中世[illegible]州の[illegible]郡[illegible]し、中村[illegible]は西郡へ入りしを以て、近世[illegible]及び更に足柄の上下二郡へ[illegible]入れ[illegible]又餘綾の[illegible]庄は中郡に[illegible]し、其正年中の郡界改定にあたり、相模[illegible]、[illegible]の二[illegible]は大住郡へ[illegible]、[illegible]、故に近世の[illegible]は上古に足柄[illegible]の地と共に一[illegible]の[illegible]に[illegible]、[illegible]と云ひし[illegible]、磯長[illegible]、足柄下郡の下を參考すべし。延喜式には[illegible]にも[illegible]、中[illegible]に[illegible]と[illegible]、[illegible]（ヨルギ）に[illegible]に作る者あり、[illegible]の[illegible]背[illegible]に「寶龜五年、動木郡二宮庄之内、[illegible]」[illegible]と見え[illegible]。國郡沿革考云、相摸國の諸郡は中、東、中、西の[illegible]、[illegible]に[illegible]諸郡[illegible]に[illegible]す、[illegible]あり、云々。今按、淘字は淘汰と云ひ、[illegible]の[illegible]に[illegible]、[illegible]にあたるならん。[illegible]喜式、[illegible]の條には[illegible]に[illegible]、[illegible]に[illegible]とす、且[illegible]の條の[illegible]木には[illegible]餘に作る、[illegible]延喜式の原文にあらで、後世の改竄に出て、[illegible]の次第を按するに、餘綾郡に[illegible]、[illegible]郡[illegible]。

[illegible]料云、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、由[illegible]、[illegible]、[illegible]、又云、[illegible]二十九年、相摸[illegible]上[illegible]、[illegible]、餘綾郡[illegible]、[illegible]也「[illegible]十一年、[illegible]、以[illegible]也」[illegible]、[illegible]子、[illegible]

―――◆◇◆―――

霜見（シモミ）鄕　（美濃）

和名抄、餘綾郡霜見鄕、今[illegible]なり、足柄下郡の[illegible]中村[illegible]に接し、[illegible]長[illegible]の東に[illegible]る地とす。[illegible]方に「[illegible]人、霜見臣高[illegible]」と見ゆ。[illegible]物語に作河、古字[illegible]、[illegible]、小磯とある[illegible][illegible]霜見の[illegible]にして、[illegible]六十[illegible]の郡本、二里[illegible]見[illegible]る[illegible]見[illegible]に[illegible]、霜見[illegible]、今[illegible]に鹽（シホ）[illegible]の字の[illegible]、[illegible]霜見の[illegible]なり[illegible][illegible]へんる、一名葛川、又宇田川と云ふ。

（高麗）

海道百首之一、しほみ、　（[illegible]相）

[illegible]、おろろあま人、

「[illegible]記云、霜見[illegible]の宮と云ふ、梅澤に茶屋あり、[illegible]、[illegible]に[illegible]あり、[illegible]長さ十二間。

山西（ヤマニシ）　（[illegible]梅）

今二之宮、川勾、中里、一色等を併せて吾妻村と改む、[illegible]東北一里、[illegible]、[illegible]の里と呼[illegible]云、山西[illegible]句[illegible]、[illegible]べり、[illegible]の[illegible]記に、

[illegible]を[illegible]とて、

[illegible]もなつか[illegible]、

と見えたり、此[illegible]、其名起ると云ふ。○梅澤に横穴數所あり、カマノと云ふ地には、丘の左右に十一口あり、大磯の穴に比すれば甚大、奥行き一丈七尺に達する[illegible]、[illegible]に[illegible]る、[illegible]の[illegible]にも[illegible]四[illegible]、[illegible]より二尺[illegible]、[illegible]一丈九尺[illegible]、[illegible]の遺蹟なるが、葬所なるべし。

吾妻神社（アツマ） 山西に在り、倭建命の妃弟橘比賣命の御陵とつたふ、舊稱四阿（アツマ）大權現といへり。

橘媛祠 高橋 古洋
數間茅屋舊祠堂、芳橋千年久爛香、若比從容甘一死、
皇英徒自溺瀟湘、

古事記傳云「倭建命渡走水之時、其渡神興浪廻船、不得進渡、爾其後弟橘比賣命白之、妾易御子而入海中、（中略）故七日之後、其后御櫛、依于海邊、乃取其櫛、作御陵而治置也」この御陵は、今相摸國の梅澤のあたりに、吾妻森と云ふがある是也、餘綾郡なり。○新編風土記云、吾妻社の古鐘銘に「梅澤山千手院四阿大權現、爾宜本願內海右近」云々とあり、寛永年中の鑄造に係る、千手院は今廢し、等覺院之に代る、往昔此地に東光寺、神願寺、千手院の三佛宇あり、皆其創始を詳にせず、安貞の比、東光寺藥師堂を、鶴岡別當隆辨、箱根山往返の路次宿所とするにより、修理を加ふ、永正の末より享祿の始に中りて、神願寺の住僧寶惠、東光千手の二寺を中興し、永祿四年、兵燹の爲に三寺共烏有せしを、天正三年に至り、僧實雄更に東光廢寺蹟を開き、神願寺を合せて一寺を建つ、即當寺是なり、雄が號等覺房と云へるを取り、等覺院と稱す。○江戸砂子云、橘姬祠、相州大磯の梅澤の入口に山あり、上宮と云ひ、橘姬の御櫛の流れ來りしを祭る、又街道の內に下宮あり、衣裳の流れ來りしを祭るとぞ。

二宮（ニノミヤ）（河勾） 今吾妻村へ併す、山西と國府新宿の間とす、近世二宮木郷とも云ひ、川勾（カヘ）庄の原村と稱したり。川勾の明神在り、地名之に因る。川勾庄、後宇多院御領目錄に見え、「相摸國河勾庄、大宮中納言」と收す。○新編風土記云、二宮村は、東海道名所記に、鹽見又は古屋の里と名つくとある地なり。

川勾神社（カヘソ） 謂ゆる二宮是也、延喜式、餘綾郡の官社に、、東鑑に二宮河勾大明神へ神馬奉納のこと數箇見ゆ、今山西の管內とす。

餘綾郷（ヨロギ）（余呂伎濱） 和名抄、餘綾郡餘綾郷、訓與呂木。○今國府（コフ）村是なり 霜見郷と伊蘇郷との間とす。余呂伎の濱とは、此海磯にて、東は小磯大磯まで、西は國府津の邊までを、大方に唱へたるならん。

相摸治（サカムチ）の余呂伎（ヨロギ）の濱のまなごなす兒らくかなしく思はるるかも、〔萬葉〕

（小由留幾） 東海道圖會云、小餘綾の磯とは、酒勾より大磯までの磯邊なるべし、宗祇方角抄には、大磯のほとりと記せり。○按に、余呂伎濱を、後世小余呂伎とも云ひ、歌詞には専小由留幾（コユルギ）とよむことゝ爲れり、（古今集一本には、猶小余呂伎と云へり）

玉たれのこかめやいつら小由留幾の磯の波わけ沖に出にけり、〔古今〕　こゆるきの磯立ちならし磯菜つむめさしぬらすな沖に居れ波、〔同上〕

小餘綾のなきさに風の吹しからくたものこさず浪もよせけり、〔元眞集〕　小餘綾の磯のわかめも苅らぬ身に沖のこなみや誰によすらん、〔重之集〕　鶴もすみ松も生たるこゆるきの磯のあまさへ千代をこそ祈れ、〔夫木〕能宣

こゆるきの磯山櫻さきにけり沖の波間に泊る舟人、〔夫木〕隆祐　こよろきの磯より遠くひく汐に浮べる月は沖に出にけり、〔茶好集〕

陸奥にまかりける人のもとへ遣しける　小野小町
みちのくに世を浮島もありといへば關こゆるきのいそがざらなむ、〔續千載〕

天文十四年宗牧東國紀行云、こゆるきの磯も近く見ゆ、今夜旅泊は此磯枕思ひ出なるべし、旅宿は山陰の小庵、花の木植て、心あるさま、殊さら咲みたれて、興を添たり「又やみめ花の波さへこゆるきの磯の枕の春の曙」、、[illegible]云、[illegible]八年五月、[illegible]こゆるぎの[illegible]おりゐて[illegible]に着けて、[illegible]人に[illegible]、[illegible]のなし[illegible]

國府（コフ） 今[illegible]と云ひ、[illegible]、[illegible]の二[illegible]に分れ、[illegible]宮と大磯の間に[illegible]、[illegible]の山沿中の部落之に屬す、和名抄に、相摸國[illegible]、在大住[illegible]郡、行程上十五日、下八日、延喜式相摸[illegible][illegible]とあれど、其形[illegible]、古書に[illegible]、[illegible]なく、[illegible]部を言ふ[illegible]、[illegible]と云ふは[illegible]なり。東鑑に「治承四年十月十六日、武衞[illegible]、今夜至于相摸國府六所宮」「同廿三日、着于相摸國府、始被行勳功賞、北條殿以下二十餘人、或安堵本領、或令浴新恩、大庭三郎景親、遂以爲降人、參此所、即被召預上總權介廣常」云々とあるは、當時猶府政の蹤のなごりを遺ひて、此に賞罰の號令を發せしを知る、鎌倉の覇業成るに及び、府政全く廢す。○新編風土記云、今淘綾郡に國府本郷、同新宿の二村ありて、新宿の地に本州の總社と稱する六所明神あるに據れば、此二村は古の府廳の遺蹤たること論なけれど、又高座郡に國分寺の舊刹のこり、彼等諸國の例に多くは國府に建てらる。（地理志料云、相摸府、伊呂波字類抄作餘綾郡、似是、今淘綾郡有國府本郷、蓋其址也。

六所神社（ロクショ）（柳田） 今國府村新宿に在り、毎年五月の祭禮に、國中の一宮、二宮、三宮、四宮及び平塚八幡の五神輿を、神揃山にそろへ、高天原神集の儀を行ふを舊例としたり。新編風土記云、國府は東鑑、治承四年の條に、國府六所宮と載せたるを始として、彼書往々此稱呼所見あり、又或は柳田（ヤナギタ）郷とも唱へしなり、鎌倉建長寺塔頭寶珠庵所藏、永和五年の文書に「相摸國柳田郷、新日吉敷地內」云々と見えたる是なり、今國府の新宿六所社の古名を柳田大神と唱ふるも、即所在の地名に因れるなり、是も東鑑建久三年の條に、總社柳田、新日吉柳田と見えたれば、其

[illegible]十八[illegible]大[illegible]
の出せし制札には「相摸國コヲノ郷」とのせらる、六所
宮は當國の總社にして、天文十三年小田原殿より社領六
十五貫文の地を寄附せられたることあり、近世は別當[illegible]
勝寺、供僧四人、社家神主在廳以下十五戸相續せり。

生澤（イクサハ）

[illegible]、十[illegible]こと、[illegible]社は
今叢取山の淺間[illegible]、[illegible]藤役
帳、[illegible]六貫[illegible]、六十五貫七十八文[illegible]、
又役帳に寺坂、出縄の名も見えたり。

伊[illegible]郷

[illegible]
磯、相並び眞名板（マナイタ）磯あり。
貞應二年海道記云、逆川を立て平山を過て、高倉宰相中
將菅峰山のつゞみじり急河（キフカハ）と云ふ淵にて、旅の水屑と沈み
[illegible]
[illegible]
[illegible]
りあまつ空に遊ぶ、哀れさびしき旅の路かな、ながめな
[illegible]

小磯（コイソ）

大磯や小磯の浦の浦風にゆくとも知らずかへる袖哉。
[illegible]
宿とつゞけ、其他大磯小磯とつゞけしこと諸書に多し。
甲陽軍鑑に「上杉謙信、高麗寺山の山下の陣所より、一
[illegible]
[illegible]、小磯[illegible]
[illegible]、寛文三年の[illegible]に、小磯[illegible]
す、[illegible]萬[illegible]、大磯小磯と、中間五六町

あり、南に汀、北[illegible]
ロキの濱コヨロキの磯など云ふ名所あり、但小與呂伎
の磯は大磯の邊を云ふ也。了意名所記云、大磯のうらに
汀にて、名物の小石あり、五色[illegible]人
愛して[illegible]山に、いれてもてあそぶ[illegible]

大磯（オホイソ）

[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]郭
以て[illegible]、大小な
[illegible]記、東鑑[illegible]記、平
たる故、行客の事跡も[illegible]記に[illegible]見えたり、
[illegible]、[illegible]相家江島へ詣するの序、當國[illegible]
[illegible]を催せし事あり、城山[illegible]
[illegible]が後官、或後[illegible]
[illegible]門入道に[illegible]
[illegible]當時當[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]所に大磯[illegible]
[illegible]寛久二年[illegible]
[illegible]通ひ[illegible]
[illegible]北、和田[illegible]
[illegible]の湯に至り[illegible]
の日[illegible]なりけるが、[illegible]三[illegible]

[illegible]、音に聞ゆる處を町て見ばやとて有ける、さらば
[illegible]、十郎殿も是に御入候と申されければ、
[illegible]出まゐらせよとて、二人ながら[illegible]
其折ふし[illegible]も[illegible]
黃の[illegible]て通りけり、[illegible]五
郎が[illegible]に來り、[illegible]
への[illegible]、金（カナ）河の大[illegible]、五
[illegible]に[illegible]目くばせし、おやうの便ならば
[illegible]、年來[illegible]
也、いざゝせ給へ、[illegible]、ひし
ひしと[illegible]きつゝ、[illegible]
唯今[illegible]
が原にて[illegible]
列たり、[illegible]
れば、何か[illegible]討つべしとも覺えず、
只今いかに[illegible]
なくし[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]成[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

下りたち、大磯に鴫立澤の跡尋ねさせ、其かた定かならざりしに、[illegible]なければ、哀れさは秋ならねども知られけり鴫立澤の春の夕暮」。〔東海道圖會〕云、鴫立澤、在大磯小磯ノ間、古昔[illegible]人之地、而為名所、西行歌詠以後得名。○〔風土記〕云、小磯村界、南浦を鴫立澤と唱ふることは、昔西行東國行脚の時、此所にて秋夕の秀歌ありしより名づくと云、山家集曰、秋ものへまかりける道にて「心なき身にも哀は知られけり鴫立澤の秋の夕暮」此歌新古今集に入られたり、又西行物語曰「相模國大庭と云所、砥上が原を過る、其夕暮方、澤邊の鴫の飛立音しければ」とて彼歌を詠す、按ずる大庭砥上が原、共に高座郡の地名にして、此に的當せず、尤物語も中古好事者の作り設けし物と見ゆれば、信ずるに足らず、されば昔くは其名世に聞えず、文明中に至り准后道興此所にて土人の物語を聞き、舊情を想像して詠歌ありし事、廻國雜記に見ゆ、曰「鴫立澤と云所に至りぬ、西行法師爰にて心なき人にも知れけりと詠ぜしより、此所に斯は名づけ侍る由、里人の語りければ、

哀れ知る人の昔を思ひ出て鴫立澤を泣々ぞ問ふ」と云者

かくて年を經て、近世は寛文の始、崇雪（小田原の人なり）と云者此に幽棲を營み、鴫立澤と刻せし石標を建て、元祿年間、[illegible]三千風と云隱士、此に來りて閑居し、西行の古像を得しとて、一宇の堂を建て是を安んず、今猶三千風が餘風を逐て、俳諧者流の隱士居住す。

鴫立ちてたきものを何に呼子鳥、　三千風

今延臺寺に虎子石と云ふ物を什寶とす、此寺は法華宗、寛長年中に建つ、石は番神堂に安置し、曾我十郎祐成が身代石と稱す。其緣起信じ難しと雖、羅山丙辰紀行に「姿婦當時皆是石、頭成此石似望夫」と詠じたれば、昔より虎子石とてもてはやしたるを知るべし。此石往時鴫立澤の邊に在りと云ひ、〔新編風土記〕又此地の礎石は、昔より盆山假山に賞美せらるれば、〔東海道圖會〕虎子石も元其礎石に過ず。○東鑑、建久四年六月一日、祐成が大磯遊女號虎、被召出之、而如狀者、無其咎之間、被放遣畢、十八日、虎雖不除髮、著黑衣袈裟、於箱根山別當坊、修佛事、同今日出家、赴信濃國善光寺、時年十九歲也、見聞緇素、莫不拭悲淚、云々。

大磯の虎と云へる處は、古へ虎と云ふ好色の在ける所となん、或同行に戲に申聞せける〔回國雜記〕

今は又虎ふす野邊と荒れにけり人は昔の大磯の里、

(地福寺)　(善福寺)

大磯の地福寺は眞言宗、關東五箇法談所の一なり、般若山門如院と號し、天文天正比の足利氏、北條氏の古文書を藏す。善福寺は一向宗、親鸞の徒了源（六老僧の第二）之を開く、了源は初め天台を學び、平塚入道法求と稱し、花水の幽栖に在りて、高麗權現の別當職に補せられしが、寛喜元年、更に親鸞の徒弟となり、此寺を起立す、此寺の北方を宿河原（シクガハラ）と稱へ、巖窟と云ふもの十所あり〔新編風土記〕巖窟とは、古墳の葬穴の露出せるものを指す。

泡多羅山（アヘタラ）

(立野山)

大磯宿の北なる岡巒を云ふ。新編風土記云、泡多羅山の一脈を立野（タチノ）山と名づく、名所なり、宗祇法師の名所千句に、「霧送ふこゆるぎの磯の歸るさに荒く立野の山風もうし」とよめり、〔夫木抄〕に「相摸なる立野の山のたちまちに逢はんと思はざりしを」と〔○人類學會雜志〕云、大磯停車場の東方なる田野中に、數多の横穴あれど、大抵崩壞す、東北山中に猶觀るべきもの六存す、六穴は要國寺山にありて、土俗乘物穴と稱す、こは其形の似たるより名じたる名なり、各穴相距ること二三間許にて、極めて堅硬なる土質の山腹に穿込める者なり、近時之を葬穴にあてたり、凡大磯附近には横穴の總數四五十もあるべし、其一は釜口の穴と云ひ、街道汽車より見ることを得、與壁天井は各一枚の大石たり、先年迄其口を閉づる石ありて、土民之を[illegible]と[illegible]石と[illegible]、其石[illegible]、[illegible]の東方なる[illegible]六穴[illegible]、同年十三年、この一穴より人骨、曲玉、壺、金環、[illegible]付たりしと。

高麗寺山（カウライジ）

(下山)

小磯驛の東北、國道の[illegible]に屹立する一山にして、高四百六十呎、[illegible]、樹木鬱蒼とし、古雅にして遠望最も[illegible]。○[illegible]高麗を高麗寺と云ひしが、今大磯町へ合併せられ、高麗と改稱す、高麗神社[illegible]、山中、高田、[illegible]。甲陣軍云、永祿四年三月、[illegible]景虎[illegible]て相模へ押詰めん、景虎は古今にまれなるつよき大將なれば、先衆の次に何時もまゐらず故、此度も高麗寺山のふもと山下（ヤマシタ）といふ所に陣を取、一のさき衆大田三樂、小磯に陣をはる、小磯より謙信の旗本陣場山下へたゞ十町あり」○高麗寺村は、和名抄、大住郡高來郷の地なるべしと云ふ説あり、然れども、此地は花水川の右岸にて、全く大磯と連接すれば、大住部内に入るべき形勢なし、且高來はタクと訓むべく、高麗の古訓コマとは全く別異に屬す、[illegible]に高座（カウザイン）にも作る、高門（マゴ）、出縄（デナハ）は永祿役帳に「百十貫文、磯辺、須藤惣左衛門」の知行と載せ、[illegible]「此外六十一貫文、出縄鄕、[illegible]」に[illegible]とあれば、萬田たりしこと、又高麗寺領、或門下に伏云々とのせたり。

(萬田)　(出縄)

高麗神社（コマ）

(高麗寺)

高麗寺山の頂上に在り、山下に供僧坊あり高麗寺と稱せしが、近年神佛と相分離し、僅に佛堂一區存す、此神高麗三社權現と稱し、近世其祭神に種々の附會あれど、古傳の眞意を推すに、蓋奈良朝の昔に、東國に安置せられし韓人の廟寺にして、伊豆山、箱根山の神と同時の創也。

新編風土記云、高麗權現は其左右の峰に白山權現、毘沙

門大を勸請し、以上三社の權現と稱す、[illegible]

功皇后三韓征伐の時、即今[illegible]

明神手[illegible]、今[illegible]高麗[illegible]、因名

高麗寺」と云々、小田原記には[illegible]

見山に詣でられ[illegible]、別當般若院に當山の緣起を尋ねし

に、往昔高麗國より[illegible]あり[illegible]、此山上に鎭座ありしと

答へたりと載せたり、其他にも諸說あり[illegible]

按するに往昔高麗人東國七州に[illegible]居せし事、續日本紀に

見えて、[illegible]も其住國の一なり、然るに其時[illegible]

國中住に[illegible]き地なければ、恐らくは當所なるべし、

さて當社を[illegible]、高麗の[illegible]

しも識るべからず、今大磯宿の鎭守とす、祭禮は大磯の

濱[illegible]

現[illegible]

鐘樓に弘安十一年の[illegible]

一日、[illegible]

蓮光、衆徒二十四人、別當闍梨[illegible]、弘安十一年戊子、

卯月廿八日、大工大和權守物部國光」とあり、別當高麗

寺は鷄足山と[illegible]

東高麗[illegible]

其後小野[illegible]

りお天台宗と[illegible]、六十七貫文

の寺領ありしが、今は百二十石の[illegible]祿を附せられ、寛永

二十年、[illegible]捉書を什襲す、高麗寺地藏

堂は延命地藏と稱し、此本尊佛は、俗說に因れば、遊女

虎が[illegible]

山々[illegible]

は十郎が在し邊やなつかしく思ひけ[illegible]、高

麗寺の山の奥を尋入て、柴の[illegible]

[illegible]

[illegible]

即間は今其名ありて小中村へ屬す。高麗寺[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]り。

諸越原（モロコシ）

[illegible]、今大磯宿の海邊[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

寶龜二年の條に見ゆ、（高麗寺を併せ見るべし）此邊其居

住の地なりし故、此名起りしならん、又近き磯邊を唐濱

とも云しとぞ。

おもやまと色々におる錦かな[illegible]

ら、〔和歌手習〕 名にしおは[illegible]

[illegible]

夜なれにしばしはたまの[illegible]

〔名[illegible]〕

次[illegible]原、[illegible]

（原唐）

大住（オホスミ）郡

[illegible]

東の諸大名に媚びて世を渡りしが、今は絕[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]おりて、[illegible]の地を[illegible]入し

たり。

大住郡に、[illegible]

[illegible]

[illegible]

「[illegible]

[illegible]

[illegible]

花水川（ハナミヅ）

高麗寺山の東を流る一水にして、源は秦野の山中に出て、金目郡を過ぎ、箱屋、豐田等[illegible]

[illegible]

國紀行」

[illegible]

（中山金）

幡多郷（ハタ）

[illegible]

山に限られ、地形一區を開く。總稱して秦野（一に波多野に作る）と云ひ、[illegible]

と稱す

（西秦野）（野多波）

波多野氏は本州の名族たりき、藤原秀鄕の裔孫、遠義を家祖としたり、保元物語に、波多野次郎延景あり、東鑑に「治承四年十月、波多野右馬允義常、於松田郷自殺、子息有常者、在大庭景義之許、遁此殃、義常伯父義通、就妹女之好、候左典廐（義朝）之處、有不和之儀、去保元三年春之比、俄辭洛陽、居住波多野郷」また「文治四年八月、波多野五郎義景、與岡崎四郎義實、於御前遂對決、是波多野本庄北方者、義景累代相承所領也、保延三年、祖父筑後權守遠茂、讓與二男義通、云々、又嘉應元年、讓義景之後、無牢籠之處、義實依何由緒可申哉」云々。○圓覺寺佛日庵文書曰、相摸國南波多野庄、國所三分一去云事、爲勳功賞所預置也者、且配分軍忠庶子等、且守先例、可被沙汰之狀、依仰執達如件、觀應二年八月九日、波多野次郎殿、散位華押。

新篇風土記云、波多野大根は此庄中に産する佳品なれど、今は絶て播種せず、西田原の香雲寺、天文中の文書に、當所の菜菔のこと見えたり、久しきことにや。○歴史地理雜誌云、秦野地方には伽羅子（キャラコ）、若くは唐子（カラコ）と稱する神社多し、其最も著しきは、中郡北秦野村字横野の鎭守にして、神躰は木像なれど極めて奇なる形なり、傳說に據れば古へ唐土より齎來せる神なりと、又同社の境内に安んずる拘留孫佛は同神の垂跡なりと說き、北秦野村字戸川には尊佛岩と稱する老松あり、（今は枯れて蹟をのみ止む）地名をも尊佛岩と稱す、是れ其地に前尊佛と稱する石像ある故なり、前尊佛とは塔ヶ嶽なる拘留孫佛の前立なるを以て名づくと云ふ、其他足柄上郡三廻部には尊佛山觀音院あり、何れも石像を以て表す、而して皆伽羅國の神を附會するは最奇なり、（塔ヶ嶽の拘留孫佛と大山の石尊には、今日本武尊を附會す）また石を神躰とする風習に就ては、多少縁起を異にすと雖、多くは伽羅國より來れる者なりと傳ふ、秦野町の井宮明神は石三顆、東田原の金山社は石四顆、羽根の住吉社は石一顆、戸川の八幡社は石一顆等なり。

（唐子神社）

曾屋（ソヤ）　秦野の首邑にて、今秦野町と云ふ、人口六千五百、水無川（花水川の源）邑南を流る。大磯の西北三里半、松田驛より伊勢原厚木に往來する通路に係る、（松田二里半、伊勢原二里）大山正北に屹立し、東秦野蓑毛（ミノゲ）より登攀すべし。

新風土記云、曾屋の十日市場、古き市場にして、今も每月一六の日市立て、雜穀及農具薪等を鬻ぎ、近郷の者集へり、按ずるに或書に夫木集、大鳥大后宮下野が相摸市の歌を擧て、此地は古昔國府の傍里、一國の市集にて、相摸市と呼びしにやと云へるは附會に似たり。

田原（タハラ）　今東秦野村の大字とす、小田文書、觀應元年、藤原秀親讓狀に「相摸國田原村地頭職事」とあるは即此とす、小山氏の祖鎭守府將秀鄕は田原藤太と稱したり、蓋此村に因由ありしか、波多野氏も秀鄕の後なり。

新風土記云、田原に金剛寺あり、江戸小日向金剛寺は、延長二年、波多野中務忠綱、相州波多野庄田原に建立して、退耕行勇を開山とし、源右府實朝を開基とす、其後江戸下野へ道心佛（事蹟年代詳ならず）寺を小日向に移して造立せし由、彼寺傳に見えたり、是に據れば、舊地にも一寺相續して今に至れるなるべし、但建久二年の草創ならば、行勇寂後十年に當れり、勸請開山なる事知るべし。

蓑毛（ミノゲ）　今東秦野村の大字とす。新風土記云、蓑毛村千代滿（チヨマン）坊は大山寺神家侍者（昔は兒捨の文字を用ゆ）を本職とし、頭職を兼帶す、内佛に五大尊を置、天平七年大山寺開闢の時、良辨に從ひ來りし兒六滿、千代滿、若滿と云三人あり、其後裔にて、各其名を坊號とし、今に連綿して大山寺の寺役を勤むと、（若滿の子孫は坂本村に住す）大山寺文書曰、大山寺護摩堂造營料所、相摸國蓑毛、田原兩郷事、早任御寄進之旨、可被打渡下地於護摩堂雜掌之狀、依仰執達如件、應永七年六月十二日、三浦介入道殿、沙彌華押（按ずるに沙彌は上杉禪助なるべし）蓑毛の地名、東鑑、治承五年正月初見す。

今泉（イマイヅミ）　今南秦野村の大字とす。鎌倉大双紙云、永享十二年正月十一日、一色伊豫守鎌倉を落て逐電す、相州今泉に在と聞ければ、非の火にならぬさきに退治すべしとて、長尾出雲守景、太田備中守資光を大將として、相州今泉の舘へ押寄ければ、國内通許して行方しらず落にけり。○南秦野の大字平澤（ヒラサハ）は、淨光明寺元弘三年文書に見え、當時その寺領たりき、永祿役帳、四十貫文平澤社家分。

堀（ホリ）（平澤）　今西秦野村と改む、數部落に分れ、多く役帳に見ゆ。相州文書云、「南波多□□、堀村大藏藥師堂院主職事、當寺者行基菩薩御建立、云々、於院主職、□條殿御代以來、御下文、被補任之由承及候、且極樂寺殿、武藏守殿、故武藏入道殿御下文等、伊豫房玄秀寺務之時、可令存知之由申之、書給案文候之間、進□之候、御下文正文以下、次第證文等、玄秀所持之處、令殺害淨密房逐電之間、不及相尋候、以此旨可有御披露候、文保二年二月。」

眞田（サナダ）（佐那田）　今矢名（ヤナ）、大槻など、併せ、大根村と改む、曾屋の東に隣り、金目村に接す。又佐那田に作り、東鑑に佐那田余一義忠あり、岡崎氏の族黨とす。新篇風土記云、眞田村の中程に城址あり、明應四年、大森筑前守藤頼、北條早雲の爲めに小田原城を攻落され、當城に遁る、其後北條氏と數度合戰ありしが、藤頼遂に利なくして、一族悉く當城にて滅亡す、廢城となりし年代は詳ならず、天正の頃は既に廢し、天德寺境内となれり。

大槻（オホツキ）（矢名）　今大根（オホネ）村の大字とす、大槻は淨光明寺應永二十七年文書に、波多野庄大槻村と記す。矢名は矢名宿とも稱し、毎年盆暮兩季に市を立て、盆會年始の用具を賣買したり、

永禄役帳大分に作れ[illegible]

土屋（ツチヤ）

今吉沢と相分ち、土屋村[illegible]府大磯の山陰に在り[illegible]土屋氏[illegible]遠あり、中村[illegible]たり。

相州の土屋といふ所に、年九十にあまれる[illegible]うし有、おのづからきたりおかしき[illegible]に、身の昔[illegible]申しつる[illegible]おうまつる[illegible]次に、この侍る（[illegible]

我等[illegible]みし[illegible]の[illegible]思ひ出る[illegible]に、新編風土記云、土屋の芳[illegible]寺は臨済宗、大森式部大輔芳盛の[illegible]なる所[illegible]と云ひ、土屋宗遠[illegible]の後、足利氏[illegible]す、貞興の[illegible]に、南朝[illegible]峰[illegible]の子[illegible]鎌朝の後、寛正四年卒す、高僧伝にも見い、吉沢の[illegible]岩寺は曹洞宗にて、文亀元年当所の地頭布施三河守康貞起立す、延宝寺領三十石。

（吉沢）

金目郷（カナメ）

和名抄、餘綾郡金目郷[illegible]今金目村[illegible]に在り[illegible]金目川[illegible]上[illegible]し、[illegible]郡の古都[illegible]に接す[illegible]内たりき[illegible]秦野の[illegible]金目[illegible]金江[illegible]あり、下流に[illegible]花水川と云ふ。

光明寺（コウミヤウジ）

金目観音堂[illegible]、[illegible]金目観音寺の名を[illegible]す、[illegible]小磯の浜にして、海人仏像を感得して之を奉安す云々と云へり、[illegible]正平七年[illegible]「相模[illegible]金目郷光明寺[illegible]、正平七年[illegible]」沙門[illegible]吉一[illegible]民[illegible]

（中小）

[illegible]、文明二年八月廿八日[illegible]寄進[illegible]村[illegible]当[illegible]家[illegible]官[illegible]今宿[illegible]相州[illegible]吉村[illegible]八幡[illegible]八幡宮[illegible]

々謹言、如件、嘉慶三年三月日

廣川（ヒロカハ）

今金目[illegible]八幡[illegible]見ゆ。

片岡郷（カタヲカ）

和名抄[illegible]今[illegible]に大字[illegible]片岡[illegible]

坂間（サカマ）

今小中村[illegible]、[illegible]

中と[illegible]

中、[illegible]

徳延（トクノブ）

今小中村の大字とす、蓋中世の名田の遺号ならん、[illegible]

高來郷（タク）

和名抄、大住郡高來郷。○今詳ならず、一説[illegible]高麗寺[illegible]高麗[illegible]高來[illegible]たり。

川相郷（カハ[illegible]）

和名抄[illegible]長持[illegible]

方見郷（カタミ）

和名抄、大住郡[illegible]

和太郷（ワダ）

和名抄、大住郡[illegible]

三宅郷（ミヤケ）

和名抄、大住郡三宅郷[illegible]三宅[illegible]の次に又餘戸の一郷あり、此地はもしくは平[illegible]め難し。

平塚（ヒラツカ）

今平塚町、人口四千五百、大磯の東二里半を隔つ[illegible]北方、馬入川に沿ひ、厚木を経て、武州八王子に

東鑑に黑部宮、平塚宮隆寺と云ふ傳說を載す、黑部宮は今の春日社にて、寺は其別當とぞ。曾我物語に平塚宿の者と云ひ、又、虎と申せる遊君の母は、本より平塚宿の者なり、其父を尋ぬれば、平治の亂の時に誅せられし、惡右衞門督信頼卿の舎兄、民部權少輔基成とて、奧州平泉へ流されし人の、御乳母の子に、宮内判官家長と云ふ人の娘なり、其故は此人平治の逆亂に依り、東國に落下りけるに、相摸國住人海老名權守秀貞と云ふ人、都にて芳心することも有ける間、其宿所を憑み居たりける程に、年來に成り、平塚宿の夜叉王と云ふ傾城が許に通ひける程に、女子一人を儲けたりしと云々。○管窺武鑑云、天正十八年三月、小田原陣、加賀越後の兩將（前田上杉）八王子城を責落し、武州の内ナラノナシ（不言）を越て、廿七日平塚へ着陣也。

平塚八幡宮（八幡）

平塚新宿の北に在り、今大野村の管内とす、東鑑建久三年の條に八幡宮とあるは是なり、俗に當國五宮と稱し、近世八幡庄と云ふ名に呼べり。○甲陽軍鑑云、永祿四年三月、景虎は鶴八幡の御大將にて、大小合七十六備、此人數九萬六千、謙信旗本、一万十千と、合て雜兵共に十一万三千の軍兵を將て、北條氏康の居城相州へ押詰る、先衆は大磯小磯、後備勝備は藤澤、田村、大かみ、八幡或はあつきなどゝ云所に陣取候。○永祿役帳、中郡八幡郷、二百廿七貫文。

須賀（駿河）

今馬入と倂せ須馬村と改む、平塚町の東南なる海濱に居り、相摸川（馬入川）の河口西岸とす。小船の出入寄泊するものあるを以て、須賀湊と云ふ、了意名所記にはスルカと訓す、古書の河と同じなりと想はれ、即洲處の義なり。此邊は郷名詳ならず、和名抄大住部中島郷は後世相摸川の東岸と爲るとも云へど、證據ありしにし、而も徵典を缺けば今且是を疑するのみ。

當麻之渡瀨、可使打越間、須賀之船十艘、當麻ヶ角庭へ廻し、可通之由、可致奉公云々、三月廿七日、須賀小代官船持中、山角紀伊守奉之（相州文書、小田原殿より發せるもの）

馬入

今須賀と倂す、即須馬村の稱あり、平塚新宿の東、相摸川の渡頭にあたる、馬入とは名義埴土にや、然れども頭音を濁ること不審。（相摸川を參考）

新編風土記云、馬入村は古より海道にして、相摸川の係る所なれば、古書に相摸川の渡、又相摸川の戰とあるは皆當所のことなるべし、懐島を參考（或は馬乳に作れり）、一里塚あり、又北方に東海道古往還と稱する小徑あり、往古は今の渡（馬入渡）より五町許川上を渡りて往來せしと云傳ふ、其頃の海道なり、されば建武二年八月、中前代蜂起の時、平家の大將名越式部大輔を、按するに金勝院本太平記には、此時の大將名越尾張五郎時具と記し、式部大輔は八月十四日小栗捕部助に討れし由載たり　相摸川を阻て、打手の兵を支へんとす、官軍高越後守師泰、赤松筑前守貞範、佐々木佐渡判官入道道譽、長井治部少輔等を始として川を渡て相戰ふ、今川式部大輔頼國（或は頼基に作る）父子、小笠原彥七郎、三浦彥四郎等川中にて討死すと雖、終に平家打負引退く（太平記、難太平記）即此邊の戰とす。

雜鳴旅舘促行裝、處々村園官道傍、霜滿橋頭人未跡、雲生林裏日將光、山闘（指箱根）西隔嵐音遠、野渡（指馬入河）南連海道長、即到江城時奉教、着皆綿帶對明良、　竺顯常

前取郷

和名抄、大住郡前島郷（今大野村に在る）、大字四宮に前鳥神社存す。天平七年、相摸國封戶租交易帳に、大住郡埼取郷、伍拾戶、田壹伯漆拾町に云々、また後宇多院御領目錄に相摸國前取庄を收む。

四宮（前取）

今中原、入幡、眞土（役帳に新土に作る）などを倂せ大野村と云ふ、東鑑に建久三年、四宮前取大明神（建曆二年の條に、片岡前記等社とある前記も前取の誤とす）と云ひ、延喜式大住郡前鳥神社是也と。新編風土記云、四宮村の觀音堂は北向聖觀音と唱ふ、東鑑建久三年の條に「八幡、五大堂、號大倉御堂」とあるは此觀音なり、淨光明寺、應永享德古文書に四宮在名とす。

中原

今四宮に倂せ、大野村と改む、平塚の北半里、役帳に中原六十七貫文とあるは此村にて相い頃、此に德川氏の行營あり、中原御殿、中原宿の稱のこる。新編風土記云、天正十八年、東照宮東へ御の比、當所御通行の道なりとて、道中の休息所を設けしめらる、慶長中　元年の事とぞ、御營、中原御殿と稱し、一に雲雀野の御殿とも唱へしなり、東照宮此御旅館に渡御ありし事、諸書に所見あり、又何れの年にや、御止宿の夜、御旅館に盜賊入し事あり、元和三年三月、日光山へ御改葬の時、神柩當所に御止らる、其後慶安年中、方計なれず、屋七十八間、表五十六間、中原は德川氏東入部の初めに、奉行人內藤修理　清成　に賜はりし邑にして、慶長三年江戶古圖に中原と云ふは、即內藤を指す、されば內藤邸の北より、京都公道鎭の舍宅を設けられし也、又某等の門由に出でて、中原は村號を稱せずして宿と云へり。

豐田

今豐田村と云ふ、古庄名にして、大住部の中央にあたる、前取庄の西北に接す。東鑑、文治四年、大庭平太景能、豐田庄、而群藏系、庄取所納之重寶等、大學道乞之、不知其行方、是此事之始、去比紀之由、見出時也、人以不思議云々、又豐田氏あり、文治中の豐田五郎景俊を初めとし、同書に多く見ゆ。

平等寺

今豐田村の大字とす、觀音堂あり、東鑑、建久三年、豐田平等寺とあるは即是なり、眞言宗に屬す、又大字宮下に豐田八幡宮あり。

玉川（タマ） 豐田村の東を流る、源は愛甲郡七澤山に發し、東[illegible]に下り、南に折れて本郡に入り、粕屋川を併せ、[illegible]等[illegible]の南[illegible]に於て[illegible]中[illegible]に[illegible]在り、金目[illegible]へ[illegible]。

長持（ナガモチ） 今[illegible]、金田村[illegible]と改む、[illegible]金目[illegible]す、永[illegible]百七十貫文

（永用） 文永五年、[illegible]田下野守賴有、永用郷を[illegible]に[illegible]せす。[illegible]田庄内[illegible]庄、東方西方養子郷、相摸國永用の郷、右新田庄内の所[illegible]堵の御下文を申與へり、こゝに孫龜王丸は、彼源氏の子息たる[illegible]もん[illegible]なり、[illegible]京都[illegible]んに[illegible]のようとうを[illegible]分すへし、[illegible]相違なく、領地すへき[illegible]如件、文永五年五月三十日、散位源[illegible]（花押）

大服郷（オホハトリ） 和名抄、大住郡大服郷。〇大服は大服部の略にして、今[illegible]村[illegible]字あれば、[illegible]す、金田より北にして、其西南は[illegible]金目[illegible]に連なる[illegible]、[illegible]字に大句[illegible]、大服は[illegible]かと讀むべしと云ふ、[illegible]

（大句）

入山瀬（イリヤマセ） 今矢崎、大畑、大句、[illegible]、西[illegible]（サイカチ）等を併せて[illegible]（チカ）[illegible]村と改む、此[illegible]

（矢崎） 又一援あり、證審を要す。[illegible]を[illegible]と云へり[illegible]、[illegible]に在り、[illegible]中[illegible]にして、地形東西に長く、西を首と[illegible]を尾とす、當成は治承の昔、三浦大介義明の弟、[illegible]一門[illegible]の[illegible]相三州の軍[illegible]、[illegible]終に落[illegible]、[illegible]おか[illegible]

櫛椅郷[illegible] 和名抄[illegible]、大字串[illegible]、金目[illegible]、[illegible]三宮[illegible]比々多神なりと擬定せるに由れど[illegible]、[illegible]、往古の[illegible]串橋に係り、[illegible]を係山[illegible]し。[illegible]國府[illegible]、[illegible]に串橋、[illegible]に接[illegible]太郎[illegible]見

（善波）

三宮（サンノミヤ） 元祠名より[illegible]、神戸（カウト）村をも併す、[illegible]神戸に[illegible]志料に、神戸村[illegible]、比々多[illegible]に[illegible]

（神戸）（冠神社） 此は櫛椅郷にして、[illegible]神、[illegible]、大住郡[illegible]とカフリは一聲の轉なれと、[illegible]の比比多の名を[illegible]ならずや、[illegible]三宮を以て式内比々多神なりと云へど、上糟屋の子易明神をも比比多神とつたひ、兩社共考證なく、是非辨し難[illegible]治三十三年、三宮の古[illegible]大小七八所を發掘せられたり、上代古墳として別に奇異の事もなかりしが、齒骨と混じ[illegible]一土塊を成せる小玉の多かりしは、稍注意すべし、孝[illegible]」とある

白根（シラネ） 今[illegible]

唱へたり、相州文書、[illegible]

[illegible]久、白[illegible]

[illegible]左衛門次郎[illegible]

[illegible]（[illegible]寛[illegible]年）

[illegible]白根庄内[illegible]

伊勢原（イセバラ） 今伊勢原町と云ふ、人口三千三百、大山の東[illegible]南麓、[illegible]より東京青山口に達する直路あり、俗に大山街道と云ふ。新篇風土記云、伊勢原は土人の説に、元和六年、伊勢の[illegible]

大竹など村名あり、今皆伊勢原へ合す。

箕輪鄕

和名抄、大住郡驛家鄕。延喜式、箕輪驛驛馬十二匹。○按するに延喜式箕輪驛は、和名抄大住郡の驛家にあたること、自餘の驛站の位置より推せば明かに知らる、然るに延喜式に大住郡傳馬の事を云はず、淘綾郡五疋とす、蓋大住を淘綾と郡名違へる者とす。又高座郡濱田驛の位置と、國府の間に箕輪の地を求むるに、伊勢原を驛路の通過せる所と思惟せらるれば、假に此に係く、新風土記に笠窪（今比々多村へ併す）に箕輪の字ありと云ふも、形勢符當らず。

大和物語云、昔在中將（業平）のお息子、在次君（滋春）在中將の東に往きたる故にやあらん、人の國通ひをなん、時々しける、心ある者にて、人の國の哀に心細所々にて、歌よみて書附などなんしける、小總の驛といふ所は（中略）又箕輪の里といふ驛にて、

いつはとはわかれど絕えて秋の夜ぞ身のわびしさは知りまさりける、

此在次君の一所に具して、知りたる人、三河國より上るとて、此驛どもに宿りて、此歌どもを見て、手は見知りたれば、見附て最哀れと思ひけり。

此大和物語に、小總、箕輪とあるは、當國の事にて、他にまぎれもなし、從かて三河國とあるも同書の誤と論せざるべからず、當國以東より上れる客の見附し者のみ。

糟屋

(上粕屋)

昔庄名にて、今の伊勢原、高部屋（上粕屋）成瀨（下粕屋）の邊を本とし、四隣を籠絡したる大庄なり、後宇多院御領目錄にも此庄を收む。

新篇風土記云、系圖纂に閑院大臣藤原冬嗣の男冝方、相州在任の際、男元方糟屋庄に出生す、其男盛方は糟屋庄司と稱すと見ゆ、古書或は糟谷に作る、上人の傳に往昔糟屋藤太有季居住と云ひ、上糟屋の熊野社に建久七年有季の寄進せし鐘あり、其銘に「大住郡之邊、有一伽藍、名極樂寺、號鶴年高、功驗日新、蓋乃曾祖父藤原盛季之福田也」云々、極樂寺は熊野社の別當院なり、糟屋系譜に左大臣冬嗣の孫、糟屋庄大夫元方、其子庄司久季と號す、東鑑、治承四年、糟屋權守盛久）盛衰記、その外に糟屋氏の人多く所見あり、觀應年中、圓覺寺文書には糟屋庄政所の名目載せたり。

粕屋熊野神社

大山の谷口に近き上粕屋に在り。○新記云、極樂寺鐘銘、并序、相摸國之內、大住郡之邊、有一伽藍、名極樂寺、號鶴年高、効驗日新、蓋乃曾祖父藤原盛季之福田也、弟子左兵衛尉有季、尋先祖之本願、思當寺之興隆、遂致修復、添以莊嚴、道場之具於此備焉、風俗之卑亦復足矣、倚中所闕、洪鐘而已、是以殊點鑄工、專抽微力、一音初報、十方□覺、罪霜忽消、發菩提切、仰願、以此善業、廻向予彼衆生、上自有頂、下至無間、虛吼高聞、拔苦之利遍被、蒙睡自覺、與樂之誠遠覃、予時建久七年、歳次丙辰、夏四月十八日、丁卯作、銘曰、乾坤正扣、迴道傍通、夜漏驚睡、曉更破夢、罪障皆滅、福應靈蒙、一念凝信、三時挺功、諸天有聽、悉皆自空、生耳居者、隨流釣翁、聞懺業障、忽識圓融、拔苦云治、利生匪窮、邪見淵化、禽獸魚蟲、適韻皈及、夏□同、謹記此器、已用多銅、便是神力、豈思鎔工、作鐘者、文主三善宗衛、清書金剛資俗覺然、鑄師藤原思次」今は寺前に掛置く、三善宗衛は京師の人にて、關東に來り奉仕す、東鑑に福逆士と記する是也、鐘の形は尋常に異なり、高三尺八寸、口徑六尺、徑一尺六寸五分、厚二寸に餘、坂東の古梵鐘、銘文の宏麗なる、此一口に如く者なし）

糟屋館址

鎌倉管領上杉（扇谷）氏の別館たり、其址今詳ならず。上粕屋の辻と字する地か、洞昌院存す、定正狀曰、老耄二十餘年、於糟屋河越、日暮之躰、深思心、泉林寄上両留、非深町方相護事者、於京都與攻軍之行、就中両畠山方數度戰之事、幾度も難儀候之間、近年椎名殿陸同道」思を節々於越、致□家之□、舊爲問遂候、云云、延德元年三月一日、江戶□□入我□後守殿、定正在判。小田原記曰、長享元年山內顯定、□勢より扇谷修理大夫定正を討治あるべきと聞えければ、定正朝夏は糟谷に在ながら、河越に曾我を籠め、小田原に□森式部少輔を籠め、云云。

洞昌院

上粕屋に在り。新篇風土記云、太田道灌墓、洞昌院に在り、寛永高日「相州粕屋定正が館に入て卒す、上糟屋洞昌院に茶毘す」道灌二七日の忌辰に當て、僧萬里其靈を祭る、其時の祭文寫今に藏す、日「洞昌院殿、心圓道灌大居士、二七日之祭文、維時文明龍集丙午、秋之孟念有六、太田二千石公心圓道灌、入相陽糟屋之府第、俄係白刃之厄」云々、其上杉修理大夫定正舘蹟、今地詳ならず、當時糟屋部を領し、定正久しく居住せし事、古證文に見えたり。

高部屋

(高見原)

今上粕屋、日向、富岡などを併せ、高部屋村と改む、高部屋鄕の名は、元曆元年大山寺文書に見ゆ。「新篇風土記」又延喜式、大住郡高部屋神社と云ふは詳ならず、或は下粕屋の八幡宮に擬す。上粕屋と下粕屋の間に高見原あり、高部屋原の訛なるべし。

新篇風土記云、高見原は糟屋の村の中程にて、廣十町餘四町許の閑地なり、古戰場なりと云、今都て白田となれり、此邊古塚廿六基あり、文明十八年七月、上杉定正が太田道灌を誅せし時、上杉顯定合力として高見原に出馬すと、鎌倉九代後記に見えたるは此所なるが、又長享二年十一月兩上杉氏合戰ありし高見原は此所にあらず、武州比企郡の事なり（又云、富岡の北、七甲部七澤の間に實蒔あり、又古戰場也、古帳中郡富岡へ十貫文とも見えたり。

(富岡)

(實蒔原)

○長享二年戊申、二月五日、山內の軍勢を引具して、顯定憲房兩大將にて、一千餘騎相州實蒔原に出陣す、依て定政催逞兵二百騎相具して、長途を一日一夜に打越、

(秋山)

大山（オホヤマ）

[illegible]

(雨降山)

雨降山は[illegible]

[illegible]

子易（コヤス）

[illegible]

坂本（サカモト）

[illegible]

阿夫利神社（アフリ）

[illegible]

(大山寺)

[illegible]

(石尊社)

[illegible]

當山に參詣して、山中房舍等都て荒廢せしを見、再興の志願を發し、江島辨財天に祈り、金を得て錢を造し、且殿堂門等に至る迄、悉く舊觀に復す、故に願行を中興開山と云ふ、(大山不動靈驗記曰、營願行、諱憲靜、自居鷲大山寺、鶴嶺山形、踰大佐徐受甲三部、周回一百餘里、山有七面、形如舒蓮明し(?)、秀發策、深淵幽邃、泉石清涼、往時殿宇大都荒廢、(中略)故乃大山寺中興祖也、其所鑄大像之類、今見在手鉾者、其住乙未宗(?)、高僧傳曰、師自彫刻不動明王像、安置相州大山寺、感驗甚著、東關中原、香火求福者、不記日々云千人、靈應亡(?)年十月、足利尊氏當國丸島郷を寄附す、小田原北條の時、寺領百七十八貫文、慶長十年正月、江戸幕府の命に依て、不學不律の僧を下山せしめ、且法印實雄を以て學頭とせらる、四月寺中再興あるべき由命あり、伊奈備前守忠次奉行す、十五年寺領百石の黑印を賜ふ、十九年正月、五箇條の法式を立らる、寬永十七年修造、之を家光公再興と稱す、前不動堂は奧堂より十八町下にあり、二王門は樓門と前不動堂の間にあり、永享五年九月地震の時、此門損せし事神明鏡に見えたり、(曰九月廿六日、大地震、大山の二王頭落、前代未聞也)別當八大坊は二王門の右にあり、上寺、下寺と稱し、二ヶ所あり、下寺は坂本村内なり、古義眞言宗、中興開山願行、(制札、八大坊、右御造營御祈之中、諸役堅停止訖、若違犯輩者可處罪科旨也、仍如件、天文七年戊戌正月十三日、氏康花押)慶長十年、幕府より實雄を擇て住持とせらる、按ずるに佐藤中務少輔坂本村に住す、其先祖桂何も、當門別當職たりし由其家系に見えたり、今當坊には實雄より以前の事都て傳を失ふ、文明年中、心敬僧都こゝ大山の麓に寓居す、述いくりごとに、相模の國、大山の麓に、星霜をへしき昔の宿りあり、かゝる所こそと、假門に立寄侍るに、心閑もをよぼず、乾坤の外の界地、誠に山を愛で水を樂む仁者智者も、心をとゞめ侍るべき事也、內には孤峯簇として、やせたる松杉並び立て、斜陽をかくし、千丈の青巖花のもと迄欲ち、おのづから苔の席をかたしけり」云々。

日田郷（ヒヒタ）

和名抄、大住部日田郷。○今高部屋村大山町なるべし、大字日向存す、ヒナタと唱ふ、ヒナタは古の比比多と同かるべし。延喜式大住郡比比多神社を載せたり、此社今何處と定かに知り難しと雖、日向の地名のこれるに因り、其地に求むべきを知るべし、今串橋三宮の邊を比々多村と云ふは、恐らくは失當ならん。

日向（ヒナタ）

今高部屋村の管內とす、上粕屋の北にして、愛甲郡界に接し、大山の東の尾山にあたり、日向山と稱す。○新編風土記云、日向村は古の日田郷ならん、日向とは此地東方日影をさふるものなし、故に名つくとぞ、東鑑に日向藥師寺と記す。

靈山寺（リヤウゼン）

日向山に在り、藥師の靈場にして、古書に多く見えたり、後世に至り荷寶へしが如し、曆應三年の鑄鐘を置く。（昔當國の國司公資が妻、乙侍從が、日向寺に參籠し、和歌を詠ぜし事、扶桑集に「遙なる峯に在りし折、日向ふことありて、日向と云寺に籠りて、藥師經など讀せしかてに出し日、甘に書つけし、さして來し日向の山を賴む身は目もあきらかに見えざらめやは」東鑑曰、建久三年、將軍家、爲相模國日向寺給、(見行貴寶蔭建立、藥師如來靈場也、於當國勸喩壁之間、貝建立、云々、建曆元年七月、政子實朝夫人と同く參詣す、中丘二年九月、當寺一代々爲祈願之旨、三河遠江兩國の棟別錢を以て、堂寺修造すべき由綸旨を賜ふ、文明十八年冬、道興准后當寺に參詣、廻國雜記曰「大山を立出て、靈山（リヤウゼン）と云所に至る、本尊は藥師如來にてましますし、伴なる衆をよみて同行の中へつかはしける、稱寺のすてと思ふ靈山に藥師佛もおなじやどりせり、日向寺といふ大山寺に一宿しておある、山陰や雪の雲に風さえてのみ日向とさくもたのもし」小田原北條氏、村內にて六十貫文の地を寄附す、當代に至り、天正十九年、寺領六十石を寄附せられ、御朱印を賜ふ。〔新記〕

「相模國日向靈山寺、行基菩薩、靈龜二年、太歲丙辰、二月八日草創、自安鑄村上天皇御參願、天曆六歲、太歲壬子、二月八日、奉百萬都、被下日二尺一寸摺寫於當山畢、而後以院宣、仁平三年、太歲癸酉、二月五日甲子、關東三箇國人別、以日二尺五寸、修造功之、頗種々佛事勤行、于今無退轉、而被損之間、進十方施主知識、改日二尺六寸、所本鑄也、然則於惡業即成菩提等志者、開現當二世悉願成就、屬於日尚滿之功德者、偏令師無邊之利益者也、仍爲大檀越那國滿、石所記如件、曆應三年、太歲庚辰、十二月十五日、甲子、大工大和權守物部光連、大勸進橘小住家、院主權律師忠朝、勸請十二、證誠七所權現云、靈山寺古鐘銘」

石田郷（イシタ）

和名抄、大住部石見、高山寺本、石田郷。○本書石見とあるは、一本石田とあるを正とす、今の成瀨村にあたり、大字石田存す、日向の東なる平原地にして、愛甲郡名郷と相界す。新編風土記云、石田庄の名は、圓覺寺觀應二年の文書に見えたり、東鑑には此地の人、石田太郎爲久が名あらはとして、石田氏の人を見る、永勝役帳、石田二百五十貫文。

下粕屋（シモカスヤ）

今石田、高森、見南島、栗などを併せ、成瀨村と改む、上粕屋の東一里、伊勢原驛に近し、糟屋八幡宮あり。

奉寄進、大山寺、相模國糟屋庄內、高森郷事、
右爲當寺領、奉寄之狀如件、
應永十九年八月廿一日　沙彌道（判）

[illegible]八幡宮を[illegible]神社なりし[illegible]、[illegible]宮[illegible]たり、[illegible]風土記、[illegible]、[illegible]德[illegible]年[illegible]に大住郡糟屋庄、[illegible]八幡宮、[illegible]、[illegible]た、社前に[illegible]八年[illegible]、[illegible]八幡大[illegible]、[illegible]一[illegible]、[illegible]身[illegible]、[illegible]當庄[illegible]門繁榮、[illegible]天下[illegible]、[illegible]二十八年九月[illegible]旬[illegible]、[illegible]」

(吉澤)

高森(タカモリ) 今成瀬村の大字とす、[illegible]七十八貫文、中郡高森郷とある[illegible]、[illegible]一村を[illegible]領なり[illegible]、[illegible]槽屋八[illegible]、[illegible]江戸青山口に[illegible]出街道[illegible]、[illegible]れば[illegible]道と云ふは、[illegible]に、中[illegible]代官[illegible]、[illegible]に、其直路を修理せしに由ると云ふ、されば今の成瀬の村名も、[illegible]

沼邊郷(ヌマベ) 和名抄、大住部沼邊郷。○今大田村是なり、[illegible](沼目)す、[illegible]、[illegible]屋庄の中なりけん。

大田(オホダ) 今谷村、平間、沼目、小稻葉等を合同して大田村と云ふ、中[illegible]、[illegible]に「法花堂領、中部庄内、大田郷事、云々、應永十七年十月、[illegible]」と見[illegible]「[illegible]」[illegible]

城所(キドコロ) 今大島、[illegible]、[illegible](小島)た島、[illegible]。

[illegible]

(豊)[illegible]建[illegible]年八月、[illegible]内、第三十二[illegible]、[illegible]八世[illegible]、[illegible]ず、[illegible]に左大臣冬[illegible]

中島郷(ナカジマ) [illegible]高座郡の懐島に、後世中島の村名起れば、それに引[illegible]。[illegible]、小[illegible]、[illegible]中島[illegible]

島河原(シマガハラ) [illegible]郷、伍拾戸、田貳伯[illegible]、云々[illegible]、[illegible]は武田信[illegible]、[illegible]云々。「新編風土記」

大上郷(オホカミ) 和名抄、大住郡[illegible]、[illegible]和と訓し、此郷二區に分れ、大神上、大神下と唱へしを、[illegible]二字に[illegible]、[illegible]磐て下を脱せしならん、後世足上足下を、いつとなく苗に[illegible]。

(村内[illegible]寺藏、天文十七年[illegible])

田村(タムラ) へしにあらずや。今大[illegible]、[illegible]村と改む[illegible]元年六月、[illegible]に見[illegible]、是[illegible]、[illegible]東[illegible]、[illegible]

戸田(トダ) [illegible]神の北、石川の東にして、馬入川の西岸とす、平[illegible]

(富田)(上河)

[illegible]八幡宮[illegible]、[illegible]して、一色持家甲州に發向の事あり、此時なるべし。○

長徳寺(チヤウトク) [illegible]を悉すべし。

條々事候、堂ノ次第、去年以來[illegible]作高、諸人不可[illegible]
[illegible]候、堂[illegible]被仰候へき事、[illegible]候、門[illegible]
[illegible]

六月十三日[illegible]　[illegible]

岡田（ヲカダ）　今[illegible]岡田村の大字とす、甲陽軍鑑、永祿十二年八月、金田、岡田、厚木、[illegible]田、戸田に陣取給、云々

下津古久（シモツコク）　今相川村へ合せらる、名義知れず、愛甲郡[illegible]岡田村にも[illegible]津古久てふ小字あり、津古久といふは一語なるべし、[illegible]小田原[illegible]、[illegible]に[illegible]、[illegible]下の文字を加へたり、[illegible]建武二年十月、[illegible]の坊に寄附せし事、[illegible]内、[illegible]（[illegible]）[illegible]、[illegible]寛政二年十二月六日、[illegible]宮内大[illegible]（[illegible]）按ずるに足利直義寄進なり。

愛甲郡

愛甲郡（アイカフ）　中郡の北にして、相模川の西に[illegible]、[illegible]に[illegible]、[illegible]、[illegible]郡[illegible]に[illegible]、[illegible]村十六村に分ち、[illegible]、厚木に治す[illegible]

愛甲は[illegible]六郷に分ち、[illegible]に[illegible]、[illegible]の[illegible]にて、[illegible]中部へ[illegible]せられたり、[illegible]

毛利（モリ）　毛利庄[illegible]、[illegible]四郎[illegible]、[illegible]、[illegible]毛利[illegible]庄[illegible]して、[illegible]、[illegible]毛利冠者と稱したり[illegible]、毛利[illegible]相模國[illegible]毛利[illegible]、[illegible]三浦黨に與し自殺したれば、[illegible]、また同志の者、五雜色に、此庄の寺僧[illegible]、宋[illegible]元八年に死せること[illegible]、[illegible]相州[illegible]縣上宗（アイカツカミモリ）[illegible]

相模川（サガミ）（馬入川）　[illegible]

[illegible]（結河）[illegible]

[illegible]は、昔馬入[illegible]島[illegible]、[illegible]とし[illegible]
[illegible]

―――◆◇◆―――

英那雉（アヤナチ）

[illegible]、愛甲[illegible]
〇八[illegible]、[illegible]に[illegible]、
[illegible]
[illegible]
[illegible]
邪となれるならん。古語の特性としては、母音伊を語中
語尾に置かるゝ例なし。ヒ等頗てふ例あり、前在列の
[illegible]

愛甲（アイカフ）[illegible]オンナ[illegible]スルミヅ[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]也、[illegible]愛甲[illegible]
[illegible]（[illegible]、長谷[illegible]）
[illegible]、愛甲[illegible]
[illegible]と讀く、[illegible]に其名多く[illegible]、
[illegible]、一族に愛甲小太郎、[illegible]、
五郎等あり。

愛甲（アイカフ）熊野社

[illegible]
[illegible]
[illegible]に見ゆ。[illegible]
山[illegible]愛甲庄[illegible]にて、[illegible]
の熊野堂に之に異なり、大永五年[illegible]、當[illegible]熊野堂[illegible]
韓により、一跡門徒旦那を厚木の山崎快[illegible]に附與せられ
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

（佐賀平能哀怒）

[illegible]六[illegible]、[illegible]十[illegible]

若子[illegible]

玉川[illegible]

[illegible]へ入る。大字小野ありて、後式合
[illegible]

小野神社

[illegible]
[illegible]打せんとせし事あり、古事記[illegible]に
此事を相武（サガム）國とすれど、又燒遣の地と云へば、[illegible]駿河
にて、古事記の誤ならん、然れども古[illegible]に、[illegible]
く[illegible]、[illegible]
[illegible]に[illegible]にて
橘比賣命の歌に、光の郊野[illegible]、
此小野村の東にして、[illegible]
し、文明十八年回國雜記にも此里の名見ゆ、
[illegible]寺に一宿して、熊野堂といへる所へ行き[illegible]に、
小野といへる里侍り、小町が出生の地にて侍るとなん、
[illegible]
[illegible]
[illegible]

とひしきみはも、
と載せたれど、本文故知見歟の下に、向火（ムカヒビ）と草刈の二法
[illegible]にて[illegible]
したまへる事なれば、相摸の野火にも、勿論共術にて免
[illegible]地をば燒遣と謂ふとあるは、
[illegible]
[illegible]
一地にあらず、三等に假て三等にあらず、頗紛雜を呈す。
議語部と史部の著錄、その眞を失へる者とす、駿河の燒
[illegible]
[illegible]イタクチヘナフ[illegible]
[illegible]

に大沼ありと云ふは、其遺址詳ならねど、本郡并に大住郡の林野田郊の間には、往時の沼澤かと思惟せらるゝ地甚多し、猶考ふべし。永祿役帳、小野百四十一貫文。

實蒔原（サネマキ）　今玉川村の域内に係る、中郡へ亘出す。〇新風土記云、實蒔原、今都て畑となり、僅に名のみ存せり、此原は兩上杉氏の古戰場なれど、土人其事を傳へず、其兩家の合戰は、長享二年二月にして、民部大輔顯定、兵庫頭憲房等、多勢を率て此地に出張せしを、修理大夫定正、僅の兵士を以て是を討ち、大に勝利ありしなり。定正長狀、去年二月五日、相州實蒔原之軍、靜謐者、當月不及一戰、各地利取籠候者、朝夏賀父、七澤於引出申、河越へ入馬外、不可有之處、敵之勢衆不知、相延軍者、隨分可出來事、於不及校量一戰、終間太以尖利、七澤之城衆、定正馬廻之軍、於不見合不可急處、急御內事出來故、勞而無功樣成行候、畢竟七澤御刷無由故也、雖然旗本理運之間、無相違歸事、不思儀之至候、于餘軍張陣候之處、懸二百餘騎召連、數十里一日一夜打越、及一戰得大利事、於向後不可有比類候歟、但二度與不可學行也、以小壁大事歟、云云、延德元年三月。

七澤（ナナサハ）　今小野、岡津古久と併せ、玉川村と云ふ、小野の西にて、日向山の北なる山村也、玉川の水源とす。〇新篇風土記云、七澤の城址は、今官田を開けり、築城の始を傳へず、寶德二年四月、執事上杉右京亮憲忠が、管領成氏と確執の時、此城に楯籠り、其後上杉定正の持城となりしこともあり。〔鎌倉大草紙〕

印山鄉（イヤマ）　和名抄、愛甲郡印山郷。〇今小鮎村是なり、大字飯山存す、即印山の訛とす。玉川郷の北にして、小鮎川の水源とす、及川村、三田村、荻野村、煤谷村等も本郷の屬なりけん。
觀應二年、關東注進狀案、（醍醐報恩院藏文書）沙彌義慶申、上杉左衛門藏人、去年（觀應元）十一月十二日、於常陸國信太庄揚旗、同十二月一日、上杉戶部、立鎌倉、上野國下向、同月廿五日、高播磨前司、鎌倉沒落、同日夜半、毛利庄湯山着、若御前には三戶七郎、彥部次郎、屋代源藏人、一色少輔三郎、加子修理亮、加子宮內少輔、今河左近藏人御供、此人々五人、於湯山坊中、翌日辰時、三戶七郎をば、宮內少輔討之、彥部を加子修理亮討之、屋代をば養陵守討之、以上三人被討畢、仍同十二月廿九日、若御前鎌倉入御、御供人々・上杉戶部以下先陣、三浦介相下判官後軍、爰播磨前司、婿籠甲斐國逸見城、云々。

飯山（イヤマ）（湯山）　今小鮎村と改む、諸寺院の多きより想ひ合はすれば、毛利莊の本據とす、古文書湯山（ユヤマ）にも作れり。永祿役帳、中郡飯山百六十貫文。〇新風土記云、永正十六年の文書に、假字を以てイ山と記し、天正十七年の文書も井山と記したり、元祿の改には上下の二村に分析す、戶數二百六十、東西二里許、南北二里程、嘉祿の頃は毛利藏人大夫季光入道西阿が所領たりし事、淨土傳燈錄に見えたり、武州神奈川宿、洲崎明神社鐘銘に「應安元年戊申九月、治匠相州飯山源光弘」と彫す、飯山觀音堂あり、俗に長谷の觀音と唱ふ、嘉吉二年の鐘銘に、毛利庄飯山新長谷寺と彫る、坂東靈場記に、建仁中、此地の領主、飯山權大夫堂宇を經營すと云へり、觀應元年十二月、善波太郎有胤の歎狀に、管領基氏は、高播磨守師冬追討の爲め發向、飯山觀音堂より日向山に至りしことを載す、金剛寺、今飯山に存す、東鑑、壽永元年五月の條に、當國金剛寺の僧侶等、解狀を捧げ、古庄近藤太の非法を出訴せし事所見あり、其寺今孰れにあるや、正しき證を得ず、當寺古跡の殘れる樣を以て考れば、即この寺の事なるべし、今長谷寺にかくる、貞治四年の古鐘は、金剛寺の鐘なり、華嚴山金剛律寺の數字を鐫る、又觀音堂嘉吉二年の鐘銘に、淸淨金剛寺僧闍勝の名見えたり、然るに後年漸衰微し、天文中再興して今に傳ふ、空海を開基と稱し、大師寺を建く、又淨土眞宗光[illegible]寺あり、其[illegible]と云ぐ、隆[illegible]入開基す、[illegible]陸の三男、隆寬は、安貞元年、[illegible]、時に毛利季光入道西阿送領使たり、[illegible]たりし、寺は淨土傳燈錄に見えたり、後寺號を改め、眞宗の一字と爲しぬ。〇釋隆寬、世稱云長樂寺律師、嘉祿三年、台嶺定照、著彈選擇集、誹毀淨宗、乃以彼文、寄贈於寬、寬復述顯選擇集、折之、且嘲之曰、汝僻破者闇夜之飛礫也、何中我宗乎、照大懷恨、訴朝廷誣、終竄寬乎奥州、七月五日、左遷詔旨自北闕下、乃以森入道西阿、爲送領使、配于奥州、阿深歸寬、以故迨至於相州鎌倉、私與副師北條氏相謀、乃貸寬、遣門弟實成乎配所、使寬館于相州飯山、蓋飯山者阿之采地也、十一月寬患風病而寂、閱世八十、里民多聞天樂、譚殁之靈瑞、不能詳記。

古庄（フルシャウ）（古澤）　今小鮎村の大字古澤（フルサハ）是なり、東鑑に、金剛寺住侶と、古庄郷司の土地を相爭へるにて、其北隣たりしこと明白とす。東鑑、壽永元年五月、相摸國金剛寺住侶等、捧解狀、參營中、是所訴申古庄郷司近藤太、致非例濫行、苛法難堪也、（中略）僧侶、當寺者鉢、大日如來體身、不動明王鎭地也、爰聖禪忉拂幽々山中、安置尊像、唯懸露命於林果許也、（中略）寺僧公事、非狩山[illegible]養召仕、見苦事也、速可令停止、云々。〇豐後大友家の家臣に、古庄氏あり、蓋乃祖能直に隨從して、當國より出でし武士とす、即此在名を負へる者とす。
古澤村長束太郎右衛門は、江戶彈左衛門の配下にて、小頭役を勤め、近邊及び大住三浦二郡、武州久良岐郡等の屠者を差配す、中原御代官中[illegible]勘助より、當所の御代官深津八九郎に賄りし書簡に據れば、古は當國一圓に彼が指揮に屬せしと見ゆ、「急度申入候、仍鎌倉之內に、此中御役仕不申候、皮作御座候由、此太郎右衛門申候、其元太郎右衛門次第に、[illegible]々可被仰付候、此太郎右衛門、相

摸中の皮作ヤカタにて候間、相摸中之事は、此者申付候間、此者之可申次第に、能々可被仰付候、若其我等一書申入候、恐々謹言、十二月六日、深入九郎殿、御手代衆へ、中原より申勘判」〔新記〕

小鮎川（コアユ） 飯山の西、煤谷村の山中に發し、曲折して東に下り、飯山を過ぎ、厚木驛の北に至り、相摸川へ入る、長五里許。今飯山に古澤を併せ、小鮎村と云ふは、此水名に因れるものとす。

煤谷（ススガヤ）(須々萱) 今煤谷村と云ふ、又須々萱にも作り、小鮎川の源なる丹澤雨降の山中に居る。「單林僧房、別將、號披隊、相州中村縣入、修居隨緣、閑居南不住一處矣、往相州須々萱、逮住三年、當處役生作業者、恐作弟子、或受戒、或出家、從諸方僧侶來日、願居山下、個文書、是皆本意、捨袋獨瑞出、欲到甲州隱居、云々。村民呼藏、天正中の文書「傳馬八匹、無相違可出之、御當時之役、自須々谷至、或名寄御用、可爲一里一錢也、仍如件、未十二月二日、自厚木小田原迄宿中、幸田奉之」「傳馬十二匹可出之、每年相定、ス、ガイ歲五十俵或名寄御用也、仍如件、癸酉十二月、ス、ガイより小田原迄、江雪奉之」など見ゆ。

荻野（オギノ）(中山) 今荻野村と云ふ、飯山の北半里、小鮎川の一支源なる山中に在り。俗に山中とも稱す、厚木の西北二里、近世小田原大久保家の支封、一萬三千石の陣屋は、中荻野にあり、元禄十一年分家、以て近年に至れり。荻野は多く兵燹に著る、鎌倉時の荻野四郎景義、吾妻鏡の荻野五郎俊重、同三郎景員、同次郎景員以下、數人あり、曾我物語には、荻野彥太郎重直等あり、昔此地の武士とす。東鑑、寬元五年九月、毛利庄山中怪異の事を載す、山中の名も久し。〇永祿十二年十月、三增合戰の時、北條氏康父子、荻野の宿迄出馬、小田原記曰「氏康父子、三里此方、荻野の宿迄馳著給へども、信玄早々引入ければ、暫して無功として、御馬を入給ふ」、甲陽軍鑑曰「十月六日、氏康父子、荻野と云所まで押來り給へども、北條家先衆敗軍を聞、即時引返し給ふ」、天正十三年二月、北條氏市場の制札を出し、此の地頭松田右兵衛大夫に下知す、曰「定、市法度、荻野」四日、九日、十四日、十九日、廿四日、廿九日、押買狼藉之事、當錢可撰之事、喧嘩口論之事、以上、右當市間、於當日横合、一不可有之、若於違犯之輩者則□□披露者也、仍如件。

三田（ミタ） 今三田村と云ふ、荻野の東にて、(全く谷の外)中津川の岸に臨り、厚木町の北一里半の此三田は古昔に寒田（サムタ）と云へりとぞ、其證は原田の條に引ける者あり、而ら永祿役帳には、已に中郡三田郷とあれば疑ふべし。三田の北を半原村とし、南を及川（オイカハ）村とす、及川は永祿役帳に載す。

妻田（ツマダ）(川入) 今妻田村と云ふ、小鮎川の邊にして、荻野と厚木の中間に在り。甲陽軍鑑に「永祿十二年八月、信玄公小田原表へ御働きあり、相摸川を左にあてて、ナテ々、ツマダ、アツギ、關川、戶田に陣取給ふ」とあるは此妻田を云へり。〇內妻田、歟田、荻野の寄等寺文書、寬喜三年、毛利庄の三田村とぞ。〇新風土記云、妻田村に曾利太てふ小名あり、關東古戰錄、三增峠合戰の條に、武田信玄、大磯、平塚、田村を打過、反田（ソリタ）より中津川を越と記せしは是なり、古は此川に年魚多くして、當村及び金田、三田の三村より漁する所の年魚(鹽鮎二千字留加五升)を貢せしが、年を追いて魚なきを以て、貞享五年より永錢を領主に納む。

船田郷（フナキダ） 和名抄、愛甲郡船田郷、○今の厚木町辺に當る、田村、林村、戸室などにあたる歟と云ふ、其郷の北、印山郷の東にして、相摸川に沿ふ。新編風土記に依ればフナキダと訓むべし、船木田の三字を二字に省きたる歟。

厚木（アツギ） 今厚木町と云ふ、人口三千五百、相摸川中游地方に於ける名邑にして、本郡の治所とす。橫濱へ九里、平塚へ四里、又甲州路八王子道并に大山街道の驛頭なれば、交通頻繁なり。新編風土記云、倭名鈔當郡の郷名船田あり、厚木東光寺に船喜田明神社あるは、其遺名にして、當村即古の船田郷ならん、矢倉澤へ江戶より大山街道を經て、秦野松田に出て足柄山に至る往還の村驛にして、三百三十餘戶、農商相半し、二七の日に互市す、近郡諸路皆當所より四分し、各行李を輸致す、北條氏分國の頃、既に郵驛たり、今に繁昌す。觀應二年七月、將軍尊氏、毛利庄厚木郷を圓覺寺正續院並に崇壽寺へ寄附したる文書あり、爾後久く南寺の知行たり、役帳厚木百貫文とのす。

依知（エチ） 又依智に作り、中世の郷名なり、今依知村と云ふ、厚木の北、相摸川と中津川とに挾まる、丘陵の地にして、南北二里に及ぶ。和名抄六至郷の中にして、中世に本間てふ地名も、此間なるべし、本間氏の居址を傳ふる所あり。東鑑に、本間右馬允義忠、本間次郎左衛門尉信忠、本間四郎光忠、本間三郎左衛門尉、本間源內左衛門尉忠直等の名見ゆ。

(本間) 依智の名は、文永八年中山法華經寺文書、貞和六年中依智村淺間宮鐘銘、相州東郡依智郷中村富士宮云々など見ゆ、〔新編風土記〕小田原役帳、幻之介知行二百貫文と中郡依智郷とのせたり。〔新編風土記云、依智郷に建久の頃本間五郎資俊、〔曾我物語〕文永の頃、本間六郎左衛門尉重連、〔注畫讃〕正慶の頃、本間九郎資貞(或は資頼に作る)住し、資貞の子源內兵衛資忠は、二年二月赤坂城の討手に向て父と共に戰死せり、〔太平記〕建武延元の頃は本間孫四郎重氏(或は資氏に作る)住し、精兵の聞えあり、〔同書〕

中依智村の牛久保は、（下依智村に跨れり）永祿十二年、三增合戰の時、北條方設樂越前父子斥候として、金田の後に出しを、甘利衆覺の武士八騎、中津川を乘越、牛窪と云所の坂を乘上け追掛し事、甲陽軍鑑に載す、又古戰錄にも、此時信玄反田より中津川を越て、牛窪坂に掛り、三增の町筋に退去すと載す。

金田（カネダ） 今依知村へ併せらる、下依知に接し、厚木町の北半里許、妙純寺と云ふ日蓮宗の故跡あり。（妙傳寺を參考すべし）○甲陽軍鑑、味增峠合戰の段に「惣手の小荷駄、跡の小田原勢を氣遣ひ、惣軍左の方を金田と云所迄押、かちに參れと、甘利衆に仰附らるゝ故、ソリ田、ツマタ迄早めて、跡を待る間に、北條陸奧守の內、設樂父子物見に出て、金田の後、谷の上より靜に見る」云々。

妙傳寺（メウデン） 上依知に在り、厚木の北二里餘、相模川を隔て當麻無量光寺を望む。○新篇風土記云、上依智の妙傳寺は日蓮宗、俗に星下り寺と稱す、相傳ふ、寺地もと本間六郎左衞門尉重連の宅地なり、文永八年九月十三日、重連の弟三郎左衞門直重、宗祖日蓮を、龍之口より當所に伴ひ參り、重連が邸中觀音堂に居らしむ、此事注畫贊にも見ゆ、但直重を重連の郎等越智氏と記せり、其夜日蓮明月に向ひ法樂をなせしに、堂前の梅樹に大星下りて化益を助く、此事も同書に載せたり、十月十日、日蓮此所を立て、佐州の配所に赴けり、弘安元年九月、僧日源彼星下梅樹の傍に、草堂を營み一寺となす、按ずる中依智村梅香寺、金田村妙純寺等も星下の舊蹟なりと云傳へ、既に中古爭論あり、何れの地とも定め難けれど、當麻無量光寺開祖一遍、同村遊化の時、日蓮配流の由を聞、當所觀音堂に來て日蓮に謁見す、是を因みとして、當寺と無量光寺は、世々の住持今に音信を通ずといへり、然るときは妙傳寺を以て舊跡とすること、稍據ありと謂ふべし、享祿四年十月、寺僧等往返の時、諸　除の沙汰あり、「相州依智鄕、星梅山妙傳寺、陣僧并飛脚等事、云々」遂の後寛文中に至り、不受不施の事に依て、殆廢寺とならんとせしを、僧日遙是を歎き、當寺住職（二十三世）となりて再興す、故に日遙を中興開山とす。

散田（サンデン） 今三田（ミタ）村と云ふ、依知村の西にして、中津川を隔つ、荻野村へ近し、妻田と川入の條に引ける古簡に見ゆ。

中津川（ナカツ） 大山の陰なる丹澤山中に發し、宮が瀨を經て、半原村へ出て、東南に流れて、厚木驛の北方に於て相模川へ入る、長十里。其峽谷を川入（カハイリ）と稱す、津久井、奧三保に接し、地勢險絕也。

六座鄕（ムツクラ） 和名抄、愛甲郡六座鄕。○今中津村并に依知村などにあたるごとし、新篇風土記に、郡の下川入鄕熊坂村（今中津）に六倉（ムツクラ）の小名ありと云へるに從ふべき歟。

餘戶鄕（アマリ） 和名抄、愛甲郡餘戶鄕。○本書六座の次に擧げたれば、即六座の剩餘を割きたるものにて、三增、田代などにあたる歟、六座鄕の西方なる山村とす。

川入（カハイリ） 舊鄕名にて、應永十六年、嘉吉三年の圓覺寺文書に河入鄕と見ゆ、今中津村の東南に接して、下川入村あれば、上川入とは三增邊にあたるごとし、上毛利の庄內とす。

圓覺寺雜掌申、當寺領相模國散田鄕川水事、爲同國河入鄕之流末之間、可致井料沙汰之旨、就成煩、有其沙汰、去九年十月廿六日、成敗分明之處、動及催促、云々、所詮且任先落居旨、且守舊例、停止永被違亂、可令全寺家所務之狀、如件、應永廿六年六月三日、持氏。

中津（ナカツ） 今中津村と云ふ、中津川の峽口にあたり、荻野の北一里、中津の西北一里半を味增峠とす。

八菅山（ハスゲサン） 今中津村の大字とす、舊山伏の修驗場にして、近世まで山中方八町に、大小の祠廟を置き、別當光勝寺以下九十坊の山伏在り、山林田宅は守護不入の特制を保持したり。○新篇風土記云、川入鄕八菅山は、山上に七社權現鎭座す、本社は中央證誠殿（熊野大神）と稱し、左右に玉函殿、金峯殿、學田殿、妙高殿、妙理殿、走湯殿の六社を配す、應永二十六年の八菅山勸進帳に「當山者忝行基菩薩草創之地、天人聖衆遊化場也、宜哉八丈八手之玉幡、自都率天降臨此山、時八本之菅根忽然出生受之、故稱八菅寺」云々、また祖師堂に役小角の像、賓頭盧の像を置く、此像は殊に古色にして、首中に記せる銘文あり「奉造立賓頭盧尊形像、右志者、爲大伽藍安穩、別天長地久御願圓滿、關東大將軍家尊氏朝臣、並武藏守師直、同三河守、當寺別當權律師一圓、並一山大衆、十方檀那安穩」云々。

三增峠（ミマセ） 中津村の北西にして、津久井郡堺の一嶺とす、今山下の三增、角田（スミタ）二村を併せ高峯と改む。甲陽軍鑑にミマセと云ひ、味增にも作れり、相甲の分界にあたるを以て、北條武田相對峙せる時、此を重關と爲したり。

外史、武田上杉記云、永祿四年、謙信攻小田原、是時信玄在輕井澤、飯富兵部說曰、謙信威熖如此、北條氏必亡、則我亦危矣、君宜及小田原未陷、引兵出三增嶺、直當越後中軍、得勝大善、即不勝亦足以伸義天下、信玄不可、十二年、信玄入小田原、縱火城下、引還、遇北條氏二萬兵三增嶺、命內藤昌豐、掌輜重、昌豐辭信玄曰、前謙信唯失輜重、故敗、是重職也、設八伏、及兵交、夾擊破之。

○甲陽軍鑑、味增峠合戰の條に、北條陸奧守、同安房守等、二の臺餘ミマセ峠を取切たりと告る由を聞し召し、味增へ押寄せらるゝも、北條衆の備所に、栗澤、深堀などと云ふ切所有て、味方とくすくる働自由ならず。○深澤城矢文云、去年秋日、凌敵國、向小田原相搖、一向不出合之間、蓮池迄放火、引返馬之刻、□原三新太郎、被相逸之條、乍傍若無人、戰場之慣倣、依無止、於三增峠、

大略打留候。○新記云、古戰場は三增峠、志田山等の麓なり、方五町許、字を戰場と唱ふ、北方に小山あり、其餘は皆陸田なり、土人の傳へに、永祿十二年、甲陽軍鑑に、十月四日、信玄小田原を退き、同六日三增合戰とす、小田原記は、二十日合戰とし、關八州古戰錄は八日と記せり、武田信玄小田原を陣拂し、平塚、八幡、田村、金田等の村々を經て、當所に至り、三增峠より、左の山上(志田(シダ)山)を本陣とし、四郎勝賴をして、志田山に勢を伏置、荻野村を廻り、北條衆の後を討しむ、軍散じて信玄は字陣屋と云邊を經て、道志(津久井縣寺澤庄村小名)に退き、首實檢畢て、甲府へ歸陣。

(志田山)

角田(スミダ) 今高峯村と改む、三增峠の下とす。鎌倉大草紙に見ゆる小澤(オザハ)城は此なるべし、文明中、長尾景春南上杉に抗争したる時、溝呂木、小磯、小澤の三城に其兵を置く、太田道灌之を攻め、九年溝呂木小磯陷り、小澤も落去す。〔大草紙、新編風土記〕

(小澤)

「津久井城普請、人足積り、拾人ニ一ニ、拾人ハンハウ、十五人角田、川入、以上卅五人、右天氣次第、明日より三日、道具は鍬マサカリ、四ツ以前に參へし、我々自分の樣には無之候、御大といため、城普請之儀、致分別可走廻、若不參者有之は、堅儀を以可押立候者也、仍如件、寅五月二十四日、三ヶ村百姓中、大和守」

田代(タシロ) 今半原と合せ、愛川(アイカハ)村と改む、角田の西にして、中津川の峽谷に居り、厚木より荻野を經て、津久井郡都留郡へ往來する驛道に係り、一山邑とす。厚木へ三里半、中野(津久井)へ二里半、其端堺志田峠は、三增峠の西に連なれり。

半原(ハンバラ) 田代驛の西にして、今愛川村へ併す、城址あり、甲陽軍鑑に「北條衆うしろよりかかられ、混亂してがけへ飛降り、中津河原を渡り、大方半原山へ逃上るを討取」云々とあるは、此地の事也、驪龍の瀧、高五丈、城山にあり、八菅山伏の行所なりき。

丹澤山(タンザハ) 中津川の源頭にして、津久井郡並に足柄上郡に跨り、標高一千五百七十米突、相州第一の高峰とす。半原の西南三里、宮ヶ瀬(ミヤガセ)村あり、その奥三里許にて、大山(雨降山)の西北にあたれり。山巒蟠踞して、方三四里にわたると稱し、蒼木蓊欝として、良材多し、西方青根、大群山に連亘し、富士火山帶の東側に、一大山叢を成す者とす。

(宮瀬)

元龜天正の頃、小田原北條氏の命により、煤ヶ谷、七澤邊の村々より、良材を小田原に運致せし事あり、是昔丹澤に採りしなるべし、江戸御打入以來、山中すべて御林となり、郡中煤ヶ谷、宮ヶ瀬、奉野庄青山、横野等四村の民に、警衛の事を命ぜられ、彼村々へ合月俸一口半を賜り、且驛馬歩夫の課役を免除せらる、其他の村民は猥に山に入るを禁ず、寛永元年山中の掟書と云ふもの、横野村の里正藏す、「丹澤御留山書之事、ツガ、ケヤヽ、モミの木、杉木、カヤの木、クリの木、右之御用木、御法度之事候間、又藏木以共、長木は申事、御法度之後に候間、又は境たう業成共、きり取候成候者、江戸へ急度御申可被上候、爲其仍而如件、寛永元子十月」〔新記〕

高座郡

高座郡(タカクラ) 中郡、愛甲郡の東にして、南部(ナンブ)とも云へる方域とす、今馬入川、境川を以て東西を限り、面積十八方里、一町二十三村、人口十一萬、藤澤に治す。然れども形勢を以て之を論ずれば、現鎌倉郡管の村閭、戸塚、瀨谷など二町十一村も、當然藤澤に治すべく、且舊高座郡の地なるを以て、本篇は是等の地を本郡の下に係く。

和名抄、高座郡太加久良と註し、十四鄉に分つ、中世庄園の州内に滿つるや、郡號自失ひ、東郡と稱し、鎌倉郡と混亂す。近世の初めに至り、郡號を復するも、音讀してカウザと爲り、其境川以東の村閭、戸塚、瀨谷(セヤ)等の地は鎌倉郡へ割入す。○高座郡は天武紀に「四年十月、相摸國言、高倉郡女人生三男」云々とあり。○一說、續紀、延曆八年、高倉福信の傳に據り、高倉は高麗人の邑號にて、武州新羅(シラギ)郡を後世新座(ニヒクラ)と云ふ如く、高倉郡も本は高麗(コマ)ならんと疑ふ者あり。○座間村、弘治二年鈴鹿社棟札に、相州田倉郡澁谷庄座間鄉とあり、田倉はタカクラの中略にて、境川を田倉(タクラ)川とも云ふは、此例に出づと知るべし。

(高倉郡)

(田倉郡)

仁明紀云、承和八年八月、假相摸國高座郡大領、外從六位下勳八等、壬生直黒成、外從五位下、依貧民塡進調布三百六十端、庸布三百四十五端、正税一萬一千二百束、給飢民稻五千五百束、戸口增益三千一百八十六人、就中不課二千九百四十七人、課三百三十九人、仍褒其身也。○類聚三代格云、太政官符、應附官舍帳救急院一區事、地三段、屋三宇、三間板葺屋一宇、草葺屋一宇、五間檜皮葺屋一宇、四面築垣、開田五十町、見開卅町、未開卅町、已上愛甲高座二郡、右得前相摸介從五位下、橘朝臣永範解偁、去承和十一年、以俸料稻一萬束、造立件院、開發空閑地、納其地子稻班給、還進調庸百姓之尤窮、并貧不能自存者、自承和十四年總一千百五十八人、因茲郡司百姓等、録民悦狀、每年申官、非唯濟公事、兼復救民急、脱不附官帳、往被奔逬、望請永載公帳、以傳後代、有破損之日、割留地子之內、以充修理料、謹請官裁者、右大臣宣、奉勅依請、承和十五年三月、

高座郡、近世撿地、正保改高三萬八千石、天保改高五萬

鹽田鄕（シホタ） 和名抄、高座郡鹽田鄕、訓之保多。○今詳な
らず、田名村、大島村、相原村など、郡の北
端の地歟とも云ふ。新編風土記云、田名村の小名に鹽田
あり、人民聚居して一區をなし、里俗鹽田村とも呼べり、
これ鹽田鄕の遺名なるべし。

―――◇◇◇―――

田名（タナ） 今田名村と云ふ、相摸川の岸邊にして、愛甲郡中
津村の北とす、溝村に近し。○田名の北なる大島（オホシマ）
村は、今九澤と合せ、大澤と改む、大島の諏訪明神に文
化中より式内石楯尾神社てふ額を掲ぐ。

(大島)

享祿元年九月の文書曰「御隱居御作事材木、□□より來
次第、相屆之、淸田に可渡、云々、田名、厚木、田村、
筏士中」天文十九年の文書に「百二十四貫七百文、相州
東郡田名之鄕、此役錢七貫四百八十七文、六月十月兩度
に御藏え可納、此以後は昔より定候諸公事、不殘令赦免
候、但陣夫並廻陣夫、大普請、玉縄城米錢は可致云」○〔相
州文書〕

相原（アヒハラ） 今相原村と云ふ、本郡の北極にして、津久井郡川
尻村に接し、又堺川を以て、武州南多摩郡由井村
に限る、八王子町へ二里、溝村へ一里半。○相原は又粟（ア）
飯原（ヒハラ）に作り、東鑑に粟飯原小次郎、同五郎、同右衛門尉
など散見す、堺川の北方多摩の郡管にも、相原村ありて
相對す。

(粟飯原)

新編風土記云、相原は上棚鄕座間領と唱ふ、北條役帳に
東郡油井領、東郡粟飯原四箇村と載せ、永祿二年、甲州
勢小田原發向の時、此地に陣すること所見あり、相原小（チ）
山（ヤマ）村は、東鑑建久元年十一月、賴朝上洛の時、供奉の列
に、相摸小山太郎あり、同六年三月南都着御の時、供奉
の列にも相摸小山四郞あり、又建保元年五月、和田義盛
の亂に討死せし武者を錄せし條に、澁谷人人の内に小山
太郎及び小山次郎、小山四郎等あり、此地の人にて在名
を名字となり、相摸の字を冠するは下野小山氏と差別す
るが故なり、今境川の對岸武州多摩郡にも相原小山村あ
り。

(小山)

溝（ミゾ） 今溝村と云ふ、本郡の北偏、謂ゆる座間領の大邑にし
て、厚木八王子の間の一驛也、厚木へ三里餘、八王子
へ三里半。古の武州府中の驛路、關戶、小山田へかかり
しものも、此邊を通過したるごとし。

濱田鄕（ハマダ） 和名抄、高座郡驛家鄕。延喜式、濱田驛馬十
二疋。○今詳ならず、地形を以て推すに、當（タイ）
麻（マ）の地に當る。蓋光仁紀に夷參（イサマ）驛と云ふにあたり、本伊（イ）
參（サマ）鄕の地なるが、其北を割き之を濱田と云ひ、以て伊參
に分ちし也。驛路の次第を推すに、箕輪驛は大住郡に在
りて、今の伊勢原の邊とす、伊勢原の邊より武州の府中
に向ふの徑路は、小鮎川中津川、鮎川の三水を渡り、高
座郡に入る、其鮎川の渡頭は依知當麻の地に求むべく、
鮎河の浮橋即此に在り、當麻以北は小山田關を經て、直
に武藏府に達すと覺るべし。

當麻（タイマ） 今下溝村と併せ、麻溝（アサミゾ）村と改む、溝村の南にして、
相摸川の北岸に在り、愛甲郡依知村と相對す。永
祿役帳には、東郡當麻百二十五貫文、當麻三人と錄せら
れたり。
新編風土記云、東鑑に、參河守源範賴の家人、當麻太郎
と稱する勇士あり、土民の言に、此里の人と云へり、古
は當麻宿と唱へ、旅亭櫛比して繁富の地なり、（永正十五
年二月、北條長氏の出せし制札に、當麻宿と記す、大永
四年四月、虎印狀に、たいまの宿、玉縄、小田原より石
戶へ諸人往復の者、虎の印判を持ざる者に、傳馬押立すべ
からず、云々）舊くは每月六次の市をなし、一六の日ご
とに時用の諸物を交易す、北條氏割據の始より、關山隼
人と云者、問屋として市の賣買旅人止宿のことなど司ど
れり、關山隼人が天正十四年訴狀の文に「早雲寺殿以來、
相州御打入の刻より、□拔當に候、拙者祖父關山に、關
東中御計策の御飛脚、被仰付、晝夜走回候、商人問屋、
非道者、從先方、拙者先祖拵來候、先年關山藤次郎と申
者、道者坊を可奪取申候刻、金谷齋近藤押申、不及了簡、
道者坊半分々々に仕候、商人問屋之儀者、他之綺無御座、
只今迄拵來候處、落合三河、無理に商人問屋を始、三月
より上十五日を奪取、一段迷惑仕候、可然披露、如前々、
問屋相違有之間鋪と、御印判奉願候、六月廿八日」こゝ
に於て、落合三河、七月十六日に陳狀を捧げしかど、三
河が非分に極まりて、七月十九日に前々致來の通たるべ
きの旨、山角が奉書あり、因ておもふに、此後關山某代
々商人問屋の役を勤め綴しなるべし、商人問屋は、當時市
に聚る諸方の商人を指揮し、其征錢を取しと見えたり。

無量光寺（ムリヤウクワウジ） 當麻に在り、遊行宗の本山にして、當麻
道場と稱す。開祖一遍上人、弘長元年此
地に巡化し、里人一宇を造り、金光院と號し上人を置く、
上人之を眞光に附し西歸す、後無量光と改め、四世法孫
呑海に至り、別に藤澤に淸淨光寺を建つ。是より當麻、
藤澤の間に、確執の情ありて相降らざりしが、近年に至
り當麻を以て時宗内の一派本山と定めらる。此寺並に藤
澤に德川家の祖先に關する傳說あれど、暫疑を存するの
み。
新編風土記云、當麻道場無量光寺、今十一箇寺を統ぶ、
開祖一遍駐錫の舊寺たる間、小田原北條氏分國の頃も、
歸依淺からず、當時の文書朱印等、今に藏す、寺傳に往
昔長阿彌君（世良田左京亮有親）德阿彌君（松平太郎左
衛門親氏）等の舊蹟なるが故に、御打入の後、内藤修理
亮淸成を以て、其由緒上聞に達し、天正十九年先規の如
く境内下入を仰出され、寺領三十石を御寄附あり、今寺
寶宇賀神一軀、本尊長二寸許、相傳て長阿彌君、德阿彌

君の御寺本尊と云ひ、德同頼守賀御所安、往昔當山に在しが、兵亂の頃失せしと、按ずるに村長[illegible]山氏の古記に其寫あり、即[illegible]澤山に係る迎[illegible]の願文なり、御髮塚二基、共に五輪の石塔也、寺傳に八代[illegible]光[illegible]の時、兩君入山して附弟となり、薙髮あり、即其髮を此に埋むと、清淨光寺傳と異同あれど、[illegible]當代[illegible]の傳事なれば、暫傳のままに載す。

磯部（イソベ）　當麻の南、磯部村は、[illegible]磯部氏とある[illegible]、文明中、長尾四郎左衞門景春、磯部城に軍勢を[illegible]置きたり。○磯部は今新戸と併せ、新磯村と改む、相摸原の西縁とす。新戸は甲州、三增合戰の條に[illegible]道とあり、永祿十二年八月、信玄公甲府を[illegible]あり、小田原表へおもむき給ふ、云々、さて相摸川を越え、先衆は當麻、二の手は磯邊、御旗本は新道、跡備は新戸、小荷駄奉行甘利殿衆、米倉丹後守、高畑賀守[illegible]下知に付、新道を越て、諸手へ小荷駄を配る

（新道）

伊參鄕（イサマ）　和名抄、高座郡伊參鄕（今座間村是なり、[illegible]）頭音伊を脫落して座間となり、村名に存す、近世まで座間領と云へるは、廣く[illegible]其北の[illegible]村なり[illegible]、和名抄なる鐘田、[illegible]二郷を兼ねたることとし、續日本紀に夷參驛あり、即此とす、當[illegible]東海道は夷參驛より武藏國へ入り、四驛を經て下總國へ達す。然るに、延喜式に夷參を缺き、濱田を以て之に代へたり。續日本紀「寶龜二年十月、太政官奏、武藏國[illegible]東山道、[illegible]公使繁多、[illegible]堪、其東山驛路、[illegible]從相摸國夷參驛、達下總國、其間四驛、往還便近、而去此[illegible]、損害極多、臣等商量、改東山道、屬東海道、公私得所、人馬有息、奏可」この四驛とは、店屋、小高、大井、豐島にして、延喜式に[illegible]、[illegible]一は店屋（[illegible]）にて、一[illegible]に[illegible]を知るべ[illegible]

（夷參）

座間（ザマ）　今[illegible]間村と云ふ、相摸川の東岸にして、相摸原に連なる、厚木町の東北一里半。新編風土記云、伊參を座間と訛りしも、久きこと也、應永年中のものに、已に座間と書す、座間の入谷に星谷觀音寺あり、[illegible]の第八番の札所也、[illegible]年の古鐘を[illegible]、[illegible]星谷寺と鐫したり。永正十六年、[illegible]當領目錄に「十一貫五百文、ほしのや寺ぶん」とあるは此寺領の事也。

（入谷）（星谷）

[illegible]、[illegible]式、高座郡有鹿神社[illegible]なりと云ふ、[illegible]一村[illegible]、[illegible]鈴鹿明神、再遊[illegible]、[illegible]、弘治二年丙辰五月二日、大旦那北條藤菊丸殿」

新田（ニタ）　今[illegible]村[illegible]、甲陽軍[illegible]、信玄公[illegible]、[illegible]まで[illegible]給ふ、[illegible]、相摸に打[illegible]、[illegible]二の手に淺利、[illegible]、云々

相摸原（サガミ）　[illegible]、座間の東なる[illegible]にして、今[illegible]西北[illegible]、[illegible]、一[illegible]、[illegible]五里餘、[illegible]、[illegible]、[illegible]と云ふ[illegible]なり、[illegible]、相原[illegible]、鶴間[illegible]、[illegible]、[illegible]なり

美濃鄕（ミノ）　和名抄、高座郡美濃鄕[illegible]、[illegible]の[illegible]内に限り、美濃（[illegible]）の稱に異なす。

淵野邊（フチノベ）　今矢部、[illegible]之森、上鶴間を合せ、大野村と改む、淵村の東一里半、境川に添ひ、武藏の小山田、町田の[illegible]に對す。新編風土記云、淵野邊村[illegible]、足利直義の臣[illegible]たりし、淵野邊伊賀守義博の居[illegible]とぞ、舊址の[illegible]、[illegible]本太平記、及び曾我鏡には、淵野邊伊賀等に作る（[illegible]）、東郡矢部、[illegible]之森、二十貫文、鶴間四十貫文、東郡[illegible]五十貫文、など載せらる。

境川（サカヒ）　又田舍川、高座川と云ふ、相原村の内、津久井郡の[illegible]尻村の龍居山に發し、東南流、武州多摩郡と本郡との交界を爲し、鶴間以下には略正南に流れ、藤澤町を貫き、鵠沼と片瀨（鎌倉郡）の間に於て海に入る。藤澤以下には片瀨川と云ひ、其河口は江島の渡津に接す。（一書に川名川と云ふ）新編風土記云、境川は武相の國界を東流す、故に此名あり、中程より[illegible]く當國に入り、高座鎌倉二郡の界を南流す、高座郡中にては田舍川と呼ぶ、多可久[illegible]の略なるべし。

（田舍川）

有鹿鄕（アルカ）　和名抄、高座郡有鹿鄕[illegible]（今[illegible]老名村[illegible]）[illegible]なり、[illegible]國村の南に[illegible]、[illegible]の東邊とす。延喜式、高座郡有鹿神社は河原口に在す、「新編風土記」中世以降、[illegible]老名[illegible]と[illegible]、有鹿の名廢す。

海老名（エビナ）　今海老名村と云ふ、大字河原口、上郷、國分、[illegible]、今里等あり、相摸川の[illegible]、厚木町と相對す。新編風土記云、海老名は、古く[illegible]年間、[illegible]の後、[illegible]の[illegible]に、海老名源[illegible]、海老名源八季定[illegible]「保元物語」にも海老名四郎能季、[illegible]、[illegible]名[illegible]、[illegible]、今[illegible]に[illegible]、永祿

（河原口）

役帳、海老名二百六十貫文。○永享記云、永享十年十月、海道の討手、大手搦手一に成り、箱根の陣を押破て、大將上杉中務少輔持房、相州高麗寺に陣を取、さらば是を防ぐべきとて、木戸左近大夫將監持季を大將として、御旗を給はりて、相州八幡林に陣を取、一戰にも不及、同四日海老名の御陣へ引返す、上杉安房守、數萬の軍勢を相具して、同四日上州を打立て、同月十九日に分陪に着陣す、是を見て御旗本に有し人々、御内外樣の侍、奉行頭人に至る迄、公方を捨置申、管領の勢へぞ馳加はる、

國分（コクブ）　今海老名村の大字とす、夙く永祿役帳に載す、河原口の東にして、厚木町を去ること一里、北を大字今泉とす、國分兩寺の廢址あり。日本後紀「弘仁十年二月、相摸國國分寺火災」、三代實錄「元慶五年、相摸國言、國分寺金色藥師、丈六像一軀、脇侍菩薩二軀、元慶三年九月廿九日、遭地震、皆悉破損、其後燒損、望請改造、以修御願、又依貞觀十五年太政官符、以漆河寺爲國分尼寺、而同日地震、堂舍頽壞、請仍舊、以本尼寺爲國分尼寺、詔並許之」。

（國分寺）

新編風土記云、國分寺は國分村に在り、東鑑、建久三年の條に、此寺名出でたり、其のち戰國に至り、堂塔以下兵革の殃に罹り、今の所謂國分寺は、古昔寺域南邊の一堂にして、十一を千百に存する耳、昔伽藍の礎石、今堂を去る二町許にあり、礎石の大さ六七尺、田畝の間に散在す、又尼寺の廢跡は、礎石より七八町を隔つ、其廣方三町、鐘樓の鐘は鎌倉執權の時、源季頼寄附す、銘「大日本國相州、國分尼寺槌鐘、大檀那源季頼、夫以當寺者、維聖武皇帝之御願、醫王善逝之聖跡也（中略）正應五年、（中略）一聽鐘聲、當願衆生、脫三界苦、得證菩提」按ずるに源季頼が事、寺傳を失ふ、然るに近鄉に海老名あり、源平合戰の間海老名源八季貞、當國の住人として著名なり、季頼、季久、皆季の字を以て名付れば同族たる事論なし。

深谷（フカヤ）　今寒川、吉岡、早川、土棚、寺尾、小園などを合併し、綾瀬（アヤセ）村と改む、海老名村の東とす、藤澤驛を距る三里、厚木へ二里、吉岡野は一名葛原野、東西二丁、南北十六丁許。

（吉岡）

永祿役帳、東郡寺尾二十貫文、吉岡六十貫文、土棚十四貫文、小園十貫文、など見ゆ。○地理志料云、早川村有五社明神、祠頭有石、徑二丈許、傳言日本武尊所憩、有廬堂藏前地、與國造譜相渉、豈相武國造所領耶。

滑堤鄉　和名抄、高座郡滑堤鄉。○滑堤とは當に井デと讀むべし、城州その外に井出の地名あり、其塙詳ならず。もしくは有馬村、御所見村などにや、有鹿の南、寒川の北にて、鄉名を缺く。有馬の大字に本鄉の名もあり、本鄉の東南、遠藤、芹澤、是の邊を今小出村と改號す、小滑堤の謂にやあらん。

本鄉（ホンガウ）　杉窪（スギクボ）、本鄉の邊を、近世は恩馬（オンマ）鄉とも稱す、永祿役帳に「東郡恩馬、廿五貫文、少地に附無役」見えたり。河内村の小名、中島町、溝下町、辨財天町、稻荷町、富士塚町、辻地藏町、共に屋敷地、田畑等の名にて、市店あるに非ず、寄と謂ふべし、河内今有馬（アリマ）村へ併入す。

（恩馬）

打戾（ウツモチ）　今葛原、用田、菖蒲澤、獺鄉などを併せ、御所見村と改む、海老名と大庭の間とす。延喜式、高座郡宇都知神社此に在り、今神明宮と云ふ。

用田（ヨウダ）　永祿役帳に、廿五貫文東郡用田、三十貫文東郡打戾など載す。

葛原（クズハラ）　長福寺あり、此寺は寺傳に長元二年、垂木御所てふ貴人を葬ると云ふも、其詳を知らず、墓存す。（新編風土記）獺鄉（オソガウ）は永祿二年役帳に、小曾鄉に作る。○永享記云、永享十年十一月、長尾尾張入道芳傳、爲鎌倉警固、分陪を立て上りける所に、同二日、持氏海老名より歸らせ給へば、相州葛原にて參合、永安寺へ入らせ給ふべきと、

（獺鄉）

御駕を進めける所に、三浦介が郎等、八幡宮邊赤橋に馳寄り、凱の聲をぞ上げける、依て御駕を被返淨智寺へ入御なれば、赤橋の軍勢引退て、扨こそ事故なく、永安寺に入らせ給ける。

寒川鄉（サムカハ）　和名抄、高座郡寒川鄉、訓佐無加波。○今寒川村是也、一宮寒川神社あり、河原口の南二里、相摸川の東邊にして、中郡の大上鄉と對す。東鑑に寒川を佐河（サカハ）に作れり。

（佐河）（一之宮）

一宮記云、寒川神社、八幡也、高座部。○新編風土記云、一之宮村は正保圖に町屋村と記す、村の西に梶原景時の城跡とつたふるものあり。東鑑、正治元年十一月十二日、梶原平三景時雖下給彼狀、不能陳謝、相率子息親類等、下向于相摸國一宮、二年正月廿日、原宗三郎進飛脚申云、景時此間於當國一宮構城墎、備防戰之儀、人以成怪之處、去夜丑剋、相伴子息等、偸逃出此所、是企謀叛、有上洛之聞、云々。

寒川神社（サムカハ）　今寒川村一宮の北、宮山（ミヤヤマ）に在り、國幣中社に列す。此神は仁明紀、承和十三年授位、延喜式、高座郡の名神大社にして、東鑑には一宮佐河大明神と載す。近世は社領百石を附せられ、不易の廟觀たりき、古の相摸國造の祭れる者歟。

（宮山）

東鑑、建久三年、相摸國佛神祈禱の條に、國分寺に一宮下と注するは、其下行なる寺務寺の注文の移れるならん、一宮に寺務寺と云ふがありしに似たり、（近世は社僧を藥王寺と云へり）國分寺に一宮下と云ふこと解し難し。永祿役帳、一宮社領、二十七貫文、東郡一宮。○按に、岡田村安樂寺の大塚は寺の山後に在り、凡二十間四方、應神塚と唱ふ、塚上に大日の石像あり、蓮華座に「大塚山安樂寺成就院、傳聞相州一宮寒川大明神碑、先生之御廟窟也、天和二年壬戌十月、法印淨榮造立」と彫る、按ふに當寺古寒川神社の別當たりしと云ひ、彼社傳に祭神は

（岡田）

應神天皇なりと傳ふるが故に、後世附會して[illegible]と稱し應神塚など唱ふるならん(新編風土記)岡田今寒川村へ入る、古墳は相摸國造子孫のものならん。

小動(コユルギ) 今寒川村の大字とす、已に正保圖にも村名見ゆ、北條氏康の作とつたふる武蔵野紀行に、

藤澤の北、松井庄に、三田彈正忠氏宗が宿所に一夜あかして行くに、これなんこよろぎの磯と云ふ、

と載するは此に當る歟、松井庄の三田氏と云ふことは他に所見なし、不審、凡此紀行の文辭疑惑多し、猶考ふべし。(歴史地理雜誌に、氏康紀行は後人の僞作なる由、田中氏の論斷あり)

河會郷(カハヒ) 和名抄、高座郡河會郷、(今詳ならず、鶴嶺村、茅崎村にあたるか、此は中世に懐島郷と稱し、相摸川の東岸にて、二三の細流來り會ふ所なれば、河會の名も其因みあり、即寒川郷の南にして、海濱に至る、永祿役帳、懐島百四十九貫文

懐島(フトコロシマ) 中世の郷名にして、今の鶴嶺、茅崎の二村にあたる、鎌倉府の時、相摸川の渡津にあたるを以て水驛あり、懐島宿と云へり、今の今宿、町屋と云ふ大字は其遺名なるべし、實暁記、京鎌倉六十三次の名を擧げ、平塚、懐島、鎌倉と云ふ、

新編風土記云、矢畑、円藏、濱郷の三村(これは今皆鶴嶺へ併す)を特に懐島と云ふ、往還四望打開け、北西の方富士山突兀として雲際に秀で、雨降箱根の二山其左右に聳ゆ、遠くは伊豆の山々、近くは高麗寺山、眺望最佳なり、大庭平太景能は此地に住して、家號を懐島とも云へり、東鑑、建久元年十月三日、將軍家進發、[illegible]無程臨黄昏之間、宿于相摸國懐島給、後車[illegible]鎌倉、大庭平太景能獻駄餉、(今鶴嶺村の大字圓藏(エンザウ)に、平景能の宅址とつたふるものあり。

(圓藏)

鶴嶺八幡宮(ツルミネ) 懐島の鎭守神にて、今宿、町屋の北なる大

(矢畑)

字矢畑(ヤハタ)に在り、宗牧東國紀行に、

相摸川の舟渡して行けば、由ある[illegible]、砥上(トガミ)原とて、此邊のあたりに見えたる神社あり、聞へし八幡勸請の一なりとぞ、花の盛一本二本、神前たり「折る人や砥上が原の八幡山神のまへなる花のさかりを」

とよめり、然れども砥上原は茅が崎の東にて、八的原、大庭野の邊を指す、懐島は其西に連接すれども、其名しも砥上原と云ふは猶考ふべからず、八幡の境内を佐奈(サナ)とも云ふ。(矢畑は永享記に東郡谷郷と記したり、元は八幡なるべし)

今宿(イマジュク) 中世の懐島宿の遺蹟なれど、河會の間なる下流に居り、地形時々の變移ありしごとし。今宿の西は即相摸川にして、馬入の渡也、[illegible]文治四年正月、二品[illegible]につき、[illegible]して相摸川に[illegible]橋を[illegible]、[illegible]相摸川橋の事見ゆ、[illegible]、其[illegible]今宿馬入の間に架せられしならん。

東鑑、建暦二年、[illegible]相摸[illegible]數間朽損可被[illegible]修理之由、義村申之、[illegible]去建久九年、重成法師新造之、遂供養之日、[illegible]、及還路、有御落馬、不經[illegible]、旁非吉事、今更[illegible]不有[illegible]之旨、申御前之處、仰云、故[illegible]、[illegible]十年、令極官位給[illegible]、重成法師者[illegible]、[illegible]此上一切不可[illegible]、有[illegible]、爲二所御參詣要路、[illegible]、其利非一、不顛倒以前、早可加修理之旨、[illegible]

[illegible]殘れる家人の中にも、五大院右衛門尉宗繁は、故相摸入道殿の重恩を與へたる侍なる上、相摸入道の嫡子、相摸太郎邦時は、此時五大院右衛門が妹の腹に出來たる子なれば、甥なりけり、然るに邦時、五月廿七日の夜半ばかりに、忍びて鎌倉を落ち給ふ、五月二十八日の曙に、あさましげなる窶姿にて、相摸河を渡らんと、渡守を待ちて岸の上に立居たりけるを、五大院右衛門生捕りて、首刎ね奉る。(海道記に貞應中の景色を記して「相摸川を渡り入れば懐島に入、砥上原を出て、南の浦を見やれば、浪の文おりはえて、白き色を爭ひ、北の原を望めば、草の綠染成て、淺黄をさらせり、中に八松(ヤツマツ)と云所あり、八松の八千世の蔭に思ひ馴て砥上か原に色も替らじ」

又今宿の南なる中島、柳島なども一時通路渡津の事ありき。宗忠日記に「天正十八年八月廿三日、小田原迄こし候、廿四日江戸へ舟瀬迄出候、廿五日かぬ川迄こし候、同七月十六日小田原より江戸表へ立候、柳島迄越候、十七日かたひら迄越候」文中の舟瀬とは渡津のことなるべし。

茅崎(チガサキ) 今茅崎村と云ふ、今宿、町屋の東に接し、同く床南の地に居る、一名南湖(ナンゴ)、藤澤を距る二里、此より海濱を直に行けば片瀬に至る、古人の鎌倉紀行に八的原、砥上原とある即此濱とす。

(南湖)(十間坂)

新編風土記云、元弘三年五月、新田義貞鎌倉を攻めし時、茅が崎村の十間坂の邊に放火せし事、太平記に見ゆ、又中前代蜂起の時、此邊にて合戰ありし事、同書に見えたり、南方の海濱に、近傍地曳網漁業ある、此濱は松露初茸を産し、又魚類の利多し(東海道圖會云、十間坂は馬入川の東一里許にあり、建武の亂に、相摸次郎時行、三万騎の勢にて、鎌倉へ攻寄せ、此處にて十七度戰ひ、三百騎に討なされ、終に鎌倉に入り、大御堂にて自害したること、太平記に見えたり。(神明鏡には、元弘三年五月十八日、[illegible]、青磐、片瀬、十間酒屋、云々に作る)

姥島(ウバ) 茅崎の海中なる一岩嶼とす、馬入川の河口の東南二海里にあたり、其中間の陸岸へ近く平(ヒラ)島磯あり。水路志云、姥島は江の島の西方、凡三海里なる大礁群に

て、東西凡四鏈、南北凡二鏈半の地に列布す、其中の最大岩を烏帽子岩と稱し、高さ五十呎、其礁頂鋭尖、其色稍白きが故に、近傍を航する者の好目標となる、平島礁は姥島より北西一海里餘にある洗岩にして、其状南西より北東に伸長し、長さ凡二鏈背甚低し、距濱僅に三四鏈に過ぎず。

大庭郷（オホバ）　和名抄、高座郡大庭郷、訓於保無波。○今明治村、松林村、小出（コイデ）村等なるべし、明治村に大庭の大字殘る、寒川河會二郷の東に接し、北は渭堤郷とす。

中世大庭御厨あり、鎌倉權五郎景政の寄進に係り、子孫永く其下司職を仍じ、地方の豪族たり、後其領内を庄とも云ひ、近世まで其稱謂のこり、廣く數十村を籠めたり。東鑑、壽永元年二月、武衛被奉願書於伊勢太神宮、長江義景爲御寶奉行、義景先祖權五郎景政、抽鄭重信心、去永久五年、以私領相摸國大庭御厨、永令寄神宮之間、彼三代孫、尤可相叶神慮歟之由、被經御沙汰、應其撰、云々。（神鳳抄、相摸國大庭御厨）養和元年七月、大庭御厨、庤一古娘（マカケイチコ）、依召參上、奉行遷宮事、云々。安貞二年四月、將軍家御參江島、還御之時、入御于駿河前司義村大庭館。○治承四年、源賴朝の兵を擧ぐるや、大庭三郎景親は、平氏の旨を承け、一族數多を率し、賴朝を石橋山に敗る、其舍兄平太景義は賴朝に從へり、曾我物語に曰く、鎌倉殿の御代に及び、大庭景義は若宮の俗別當になされて、神人の總官を賜る、其上大庭厨屋先祖の本領なれども、代々あまたに分たれしを、今度改てこれを賜る、其外備庄園田畠數ヶ所賜る上に、剩さへ五六ヶ所下されて、隨分のきりものにて、御恩にぞほこりける、云々。

大庭神社（オホバ）　今明治村大字大庭にありて、天神と稱す、藤澤驛の西北一里、延喜式、高座郡の官社なり、別に御厨太神宮あり。

（大場城址）

大庭に城址あり、鎌倉管領上杉氏扇谷殿の遺跡とぞ、甲陽軍鑑に「扇谷殿は上田、大見、大田、荻谷とて四人の老ありて、居城は相州大場と云ふ所也」云々、相州兵亂記に「大庭へ亂入、御所方の人々若君義久を扇谷へ移奉る」云々。管領記云、新九郎入道早雲、小田原の城を打取、大庭の城を責落す。豆相記云、扇谷上杉氏、築城於相州大場、而居之、後移河越城。

辻堂（ツジダウ）　今明治村の大字とす、驛路（大庭は其の北とす）の南なる海濱に在りて、八松山寶珠寺明應院と稱する佛堂に因り、地名起る、本尊不動、眞言宗に屬す。此邊を八松（ヤツマツ）原と稱し、東は砥上原、片瀬川に至る、平家物語、宗盛東下の條に八的（ヤツマト）とあるは、八松の訛なるべし。東鑑に「正治二年正月十八日、深雪風烈、中將家令出大庭野給、稻村崎以南（今按南は西の誤とす）江浦景色、長途催興、到彼野押立踏之、鳥獸不知其員、（中略）還御及晩暮、御駄餉擬金洗澤、千香黑有盃酒儀」云々。この大庭野即此とす、享保中、江戸幕府、此境に相して炮術場を開きたり。○鎌倉志云、砥上原の北に、八松原と云あり、盛衰記「三浦の人々、石橋の軍散して、酒匂の宿より三浦へ返らんとて、馬を早めて行程に、八松原、腰越、稻村、由比濱を打越て小坪坂を上る」云々とある是なり。（永祿役帳に、羽鳥、辻堂五十二貫文と載す）

（八松原）

大日本史、源賴朝傳注、保曆間記曰、賴朝自相摸川、路至八的原、怳惚見義廣義經行家等之靈、過稻村崎、見安德帝靈於海上、遂感病而薨。○新風土記云、朝倉山、所在を知らず、宗祇が歌枕名寄に當國の部に入て、又筑前國の朝倉山の條に同じ詩歌を出せり、按ずるに宗祇が名所千句に、八松の句に朝倉山を附たり、八松は當國の名所にして、今高座郡にあれば、此連歌の朝倉山は當國たる事知べし、

八松の木の間むらむら行雲に朝倉山の名こそ高けれ、〔名所千句〕

小和田（コワダ）　今松林村と改む、松林村は赤羽根、甘沼、香川、菱沼などは永祿役帳に見ゆる村名とす。○東海道名所記云、藤澤より十五町ばかり行て、白旗といふ里あり、むかし源九郎義經、奥州高館の城に自害、くび此所にとび來れり、里人これをみれば大なる龜のせなかにのりて、こゑをいだしてわらひければ、神にいはひて白旗明神と申す、その前に辨慶が塚あり、ひきだ、はとり、よへや、うどんそはきりあり、十町ばかりを隔てゝ、姥が島みゆ、此島には八帖敷のあはび有といふ、こわた、茅が崎、中島、するが町とて、みなとあり。

土甘郷（トカミ）　和名抄、高座郡土甘郷。○今鵠沼村并に藤澤町の邊を指す、大庭郷の東に隣り、岡本郷（村岡）の西とす。天平七年、相摸封戸租交易帳、高座郡土甘郷、伍拾戸、田壹伯漆拾捌町、云々。

（砥上原）

新篇鎌倉志云、砥上原は又科見に作る、片瀬川より西にあたる、西行物語に「とがみが原を過るに、野婦の露のひまより、風にさそはれ、鹿の鳴く聲聞えければ、

柴松のくずの茂みに妻こめてとかみが原に小鹿鳴也」

又鴨長明の歌あり、浦近きとかみが原に駒とめて片瀬の川の汐干をぞ待つ〔歌枕名寄〕。

土甘は名義詳ならねど、和名抄居所部に「梋、門楣横梁也、漢語抄云、度加美」とあれば、度加美といふ古語もあり、而も其實相渉る否や。

引地川（ヒキチ）　大庭の北に發し、辻堂と鵠沼の間を流れて、海へ入る長二里許。

鵠沼（クグヒヌマ）　今鵠沼村と云ふ、引地川と片瀬川の間にして、藤澤驛の南二十餘町、海濱の沙丘の間に在り、南海には近く江島を望む。風景稍佳なるを以て、近年避暑浴潮の客の到るありて、亭館の設多し。（鵠は白鳥の古名、

ククヒなり、方俗訛りてクゲヌマと唱ふ〕永祿役帳、鵠沼七十三貫文。

藤澤（フヂサハ）

今大坂町、大富町(大鋸(ダイギリ)、西富)町を合併す〕の二區に分ち、境川を以て相限る、東海道の名驛とす、高座郡役所は大坂町に在り、大坂とは近年大鋸、坂戸(バツト)二村を併せたる稱とす。〔坂戸町は近世の驛場にして、（坂戸）河西に在り、今人口六千、鐵道停車場は其南郊に建てらる。（大鋸）河東を大鋸町と云ひ、北條氏分國の頃、大鋸挽の職工の居邑なりしとぞ、今西富町に併せ人口一千九百、清淨光寺在り、鎌倉郡に屬す。

致傳馬候裏屋敷六間、年貢一貫二百文、從當年遊役下候、無相違、後從六人前、可請取候、夢□代官申上、如斯被下候、公方御用無々沙汰可走廻由、被仰出者也、仍如件、弘治元年、乙卯、十二月廿三日、大草左近大夫奉之〔虎朱印〕藤澤大鋸町、森彌五郎〔木工助とも〕此方就造作、大切引一手、自明日以自分皆可仕候由、二日可借候、小田原へ點可申上候、日數積之候之間、以自分分雇候、爲其證文書付を以申付候也、仍如件、未六月朔、森木工助殿、大鋸門大夫〔書判〕〇永祿役帳、職人衆、藤澤大鋸引百四十七貫文、藤澤寺分、拾貳貫文同所反錢本增、拾貫文同所棟別錢以上、又東郡坂戸之内七十貫文。

遣清淨光寺　　　　某名

學舍鼓法造、[illegible]、[illegible]松竹[illegible]、十[illegible]在營養、可[illegible]庵寮、[illegible]起[illegible]寮、遣[illegible]者、[illegible]讀、四[illegible]安居[illegible]、彌[illegible]路長、法輪[illegible]目、[illegible]、

清淨光寺（シヤウジヤウクワウジ）

今藤澤大富町に在り、[illegible]の總本山にして、藤澤道場と稱す。此寺門遊行遣化の事蹟は、清淨光寺[illegible]の頃より以[illegible]時代に適し、特に異彩ある歷史を有せしが、近年頗る衰へ[illegible]宿藤澤遊行寺、[illegible]一遍影堂、一[illegible]信妙河野、小[illegible]宇樓閣、[illegible]宗、[illegible]得熊野神告、弘法於世、

鐵兜。

[illegible]、[illegible]一點[illegible]明、方便圓頂何爲名、今[illegible]、[illegible]押、自光一道照[illegible]、[illegible]人祖[illegible]、六字名[illegible]法、六十萬人皆[illegible]道、〔[illegible]〕此[illegible]人申寶、法[illegible]六百年、影[illegible]、[illegible]見古虎[illegible]、一[illegible]、[illegible]、一[illegible]、[illegible]、[illegible]、鳴[illegible]影如[illegible]飛花、陽[illegible]人說[illegible]、[illegible]、白千[illegible]有[illegible]、

[illegible]記云、清淨光寺を或は[illegible]一遍の[illegible]立と說くには非ず、[illegible]中一[illegible]の[illegible]は當[illegible]光寺なり、藤澤道場は一[illegible]上人、[illegible]の開山する者とす。開山[illegible]は遊行四代[illegible]、一遍他阿眞教の弟子にて、俣野氏なり、[illegible]と號す、當麻無量光寺の傳記に[illegible]元年、[illegible]遊行畢りて歸山、二年九月[illegible]遊行[illegible]しなど、[illegible]に寂し、法弟[illegible]光在職を[illegible]、されば[illegible]出せずして半道に[illegible]、更に當寺[illegible]、[illegible]に[illegible]、[illegible]年遊營して清淨[illegible]寺と號する由、[illegible]、[illegible]の際、俣野[illegible]の地[illegible]郎景[illegible]〈法名明阿〉兄弟たるを以て、[illegible]の地に[illegible]へて[illegible]し、[illegible]に至り今の地に[illegible]を[illegible]建せしなるべし、さるが故に、後世にも[illegible]遊行道場を[illegible]へて存す、[illegible]中、[illegible]、[illegible]、遊行十二世[illegible]、[illegible]元年[illegible]、遊行する事十九世、[illegible]、[illegible]にて、[illegible]宿大島等の[illegible]、故[illegible]、東都將軍に朝旨を下さる、[illegible]と、天正十九年、寺領百石の朱印を下さる、古鐘は延文元年の銘あり。〇今按、尊觀は巡化の途、長州赤間關に逝去すとも云ひ、彼地に墓ありといふ、俗名恒明。又十二世上人を深管法親王なりと云ひ、即恒明親王の子とも謂ふ。〔藤山遊行錄〕云、應永七年、龜山院の皇孫、常盤井式部卿恒明親王の御子、深管法親王、相模國藤澤の道場に於て入滅し給ふ、此宮はいつの頃よりか吉野に來り給ひ、行宮にて親王宣下あり、南北和睦のとき、時衆遊行上人第十二世となり給ふより、此後遊行上人を南門跡とも稱す、〔新葉集、皇胤紹運錄〕されば十二世を尊觀(恒明親王)に混同するは非なり、尊觀上人は甲州一蓮寺にて、五世より遊行を相續し給ふ。〔藤澤道場歷代記〕〔寺寶南宮(後醍醐院)灌頂の影堂、并に尊觀上人畫像、一遍上人繪詞傳(二十部あり、一は二世眞教詞、栗田口隆光畫、一は近世東山院の御時に新作の書繪とす)以下數十點あり。

清淨光寺(藤澤道場)遊行金光寺(七條道場)時衆、人夫馬輿已下、諸國上下向事、關々渡、以押手判形、無其煩可有通之旨、所被仰付也、守護人也、若於違犯之在所者、就注進、可處罪科之由、所被仰下也、仍執達如件、

應永廿三年四月三日　　沙彌(花押)

〔遊行上人當所開所通事、被仰下候旨畏奉了、彼門下七條藤澤時衆、上下無煩可被勘過候由、堅可加下知候、以此旨可有御披露候、恐々謹言、應永廿四年二月廿三日　　[illegible]

富樫兵部大輔殿」

遊行上人被國國之條、任先例、其國之守護人、調賄賂、事以下駄五十疋、可被通之旨、仍御意如件、永正十年正月[illegible]　　右京大夫義興」

諸國守護中

「於相模國當寺二百貫、[illegible]俣野[illegible]百貫文、有如此合寄附候、猶[illegible]東部邊之上、今年續之內、重而一所可進置

儀之趣、可得尊意候、恐惶敬白、元龜二年辛未七月十六日、清淨光寺玉床下、信玄(華押)

「道場造營に附而、誰人於領中も、川木見當次第、可取之候、仍狀如件、天正十五年九月三日(氏直の華押あり)

文明十八年回國雜記云、藤澤の道場、聞えたる所なれば、一見し侍りき、道場の前に、ふりたる松に、藤のかかりければ、

紫の色のゆかりの藤澤に迎への雲を松ぞ木高き。

新記云、藤澤に宇賀神御願文を收む、宇賀神社緣起に據るに、遊行十二世尊觀法親王、新田郡桐生村なる青蓮寺にて化益の便ありければ、得川御父子、就て師資の約をなし給ひしに、即鈍色の法衣を授與ありて、有親君は長阿彌、親氏君は德阿彌と稱し給ふ、其後に德阿彌君と當山に至らせられ、須臾寓止せられ、御願文を納めたまふとぞ、又御願文傳記に據れば、延寶中、上州新田領親人村に、寄偶凉辨と云ふものあり、彼が祖父の家に、宇賀神の像及文書を傳來せり、是は德阿彌君の預け置き給ひしなりとて、辨に讓與せしかば、辨是を奉持し、延寶五年正月、江府に到りしかど、志願を果さず、法弟印長其遺志を繼ぎしが未果さずして寂す、長の徒弟善察(江戶麻布二本榎、淨土宗永信寺の住僧)相傳して、數年奉持せしが、延享三年三月、當山に來り、廿六世(遊行五十世)快存に謁し、其來由を說話し、遂に存に與へて當山に安置せしなりとぞ、何れか是否決し難し、當所無量光寺にも一說あり。〇藤澤道場に、宇賀神願文并に緣起とて、德川家の祖先に關する傳說あれど、信據し難し。三河國にも德阿彌の傳說あるに因り、相附會して、諸所に呼應し、以て事實の契合を謀りしならんも、到底彌縫にたへず。藤澤の舊案、別に德阿彌の名字を載する文書あれど、德川氏の祖先と相係由する所なし。

藤澤之寄料、廿五人之觸口役之儀、其方おほち圓阿彌に、自中頃被仰付、はや其方三代、彼觸口走廻候間、任其旨何にも可申觸候、先年御入國之刻に者、德阿彌御筆頭に雖被爲遊候、彼者死去、子も若輩に候て、彼一跡斷絶に付而、其方おほちに被仰付候を、十ヶ年以前、桑原九郎右衛門を相賴、德阿彌が筋、於小田原御侘言申上候へ共、事不成候而、圓阿彌に御落着候間、廿四年ヶ間、走廻候條、到于只今、不可相替候、廿五人之儀申付、公方御奉公、少も無々沙汰、可致之事肝要候、此儀上意にも御尋に付而者、急度可申分候間、爲證所判形出置者也、仍而如件、弘治二年丙辰、五月廿八日、彌五郎との、同木工助との、綱成(華押)

藤澤道場の略緣起に據るに、小栗判官滿重は、常州小栗の城主たり、應永の初め、鎌倉より討手を向られ、終に落城に及びしかば、主從纔に十一騎、忍びて三州へ落行けるが、其路次にて、當國の郷士橫山大膳の家人に誘はれ、須臾彼家に寓居す、士は常に强盜を業とし、多く美女を集む、中に照姬と呼ぶ妓女あり、滿重密に偕老の契を結べり、或時大膳、滿重を隨へんと、人をして說き聞えけれど、ふつに應せざりけれは、其頃奪得し一匹の惡馬あり、必人を喰ふが故、鬼鹿毛と名づく、是をもて害せんとせしが、事ならざりしかば、今はとて毒酒を設けて勸めしに、主從遂に命を失ひければ、遺骸を奪ひ屍を上野原と云ふへ捨けり、此頃當山の住職嘯夢に告ありし故、彼原に到り、郎等共の屍を斂め、滿重なほ扶け歸り、熊野本宮の溫泉に湯あみさせ癒けり、此時照姬も橫山が許より遁れ、暫く野島が崎の漁父に救はれしも、頓て人買に賣渡され、濃州青墓の里に赴く、滿重は所緣に就て京に訴へ、本領を賜ふ、斯て常州へ歸路の序、當國に入り、彼橫山を搦捕て刑に處し、當山に入て恩惠を謝し、濃州より照姬を招きたりと云へり、鎌倉大雙紙には「應永三十年春の頃より、常州の小栗孫五郎滿重、謀叛を發しければ、持氏公、下總結城迄動座ありて、八月小栗城を攻らる、滿重力盡き城を落て三州に遁る、其子小次郎、此頃忍びて關東に在しが、當國權現堂の强盜の家に止宿しけり、主如何にもして打殺し、隨身の財寶を奪はんと密議しければ、健なる郎等共を從へたれば、容易には謀り得ず、頓て毒酒を設け盃を勸む、此日頃小次郎に相馴し遊女照姬、此宴の酌取にたちけるが、やゝ此景迹を察しければ、隙を窺ひ小次郎にさゝやき告れば、苟且に出ろつうにて家の背に遁れ出しに、此頃奪ひ得し荒馬ありて、林の陰に繫ぎ置しを見出し、財寶少し取持て彼馬に跨り、當山に遁れ時の住職にたよりければ、從弟二人を副て三州に送り遣す、彼毒酒に中りし者共は、皆河水に流し捨させけり、照姬も中を遁れ辛き命を助かり、其後永享の頃、小次郎三州より來て、照姬を尋ね出し、多く物を與へ、彼强盜をも覓め出て、殘なく誅しける由見えたり、緣起は全く後に附會せし物にて、大雙紙に記す所信據とすべきことし。〔新記〕

西保野(ニシマタ)

今石川、圓行、龜井野などと併せ、六會(ムツアヒ)村と云ふ、藤澤の北、大庭の東にして、田倉川(境川)を隔てて保野村に對す、此邊は和名抄高座郷の中なるべし。

新篇風土記云、御嶽社は西保野村の鎭守神なり、東鑑を推考するに、當村に大日堂あり、建久六年十一月、田畠を寄進せらる、是俣野五郎景久歸敬の梵閣にして、本佛は權五郎景政、伊勢神宮御厨の村を取て造立す、今別當神禮寺に藏する大日の緣起にも、此事を記載せり、さては後世御嶽社と改め祀りしなるべし、役帳、西俣野關七貫文、石川十一貫文。

高座郷(タカクラ)

和名抄、高座郡高座郷、訓多加久良。〇今詳ならず、澁谷村などにや、田倉川其東を流る、

田倉と云ふも多加久頁の誤字に出づ、藤澤驛の北二里餘。されば高倉の南なる六會、並に河東の中和田(今鎌倉郡の管内)等も本郷の舊域内にやあらん。

澁谷（シブヤ）　舊庄名にして、近世は本郡の中部に廣く此庄號を呼べり、今特に七次、長後、和田、福田を併せて澁谷村と稱す。

東鑑、治承四年八月の條に「相模國澁谷庄司重國、佐々木秀義逃敢之後、令之留置之間、住當國、既送二十年畢」云々、同五年八月の條に「澁谷庄司重國二男高重、竭無二忠節之上、依令懸心操之穩便、當知行澁谷下郷所濟乃貢等、所被免除也」など見え、其後高十郎經重、六郎盛重、次郎太郎武重、左衞門尉)新左衞門太郎朝重、以下十數人あり。弘長元年五月の條に「澁谷武重云、先祖澁谷庄司重國者、誠相模國大名内也」云々、系圖に據れば重國の祖父六郎基宗、武州秩父郡より此へ移住せり、（長後）

七次（ナナツギ）　今長後などと合せて、澁谷村と云ふ、舊里也、七次は平良文七世の孫なり。

永祿役帳に七木に作る

伊豆奧下田、相模一之宮、河名木郷、關戸、鶴間、當間、土屋之内七次、津久井料、但し中郡は可取、平間、瀨谷、三浦浦之郷、右之在所不入與申、雜居役不出候、曲事候、申付可取、若猶とかく申、不出候はゞ、可申上、他郷へ越候共、其在所迄たゞし、役□迄可取者也、仍如件、西十月廿三日、京紙屋津田、虎朱印

深見郷（フカミ）　和名抄、高座郡深見郷。○今鶴間と併せ鶴見村と改む、高座郡の北にして、有鹿、伊參二郷の東とす。東は境川を隔つる瀨谷村(今鎌倉郡の屬)をも本郷の舊域とすることし。延喜式、高座郡深見神社は今深見に在りて、鹿島社といふ。永祿役帳、東郡深見十貫文。

鶴間（ツルマ）　今上下に分れ、其上鶴間は南野邊へ併せ、下鶴間は深見へ併せらる。境川の西岸にして、東岸武州の域内にも同名の部落あり。厚木町より武州の溝口を經て、東京に達する大山街道は、下鶴間にて境川を越ゆ。○新編風土記云、下鶴間の諏方社を、一説、式内石楯尾神と云ふ、又此地の觀音寺に、建武九年、延文二年の板碑二基あり。

瀨谷（セヤ）　今鎌倉郡管にして瀨谷村と云ふ、境川の東岸にして、武州都筑郡界、共に長尾郷に接す。和名抄、高座郡深見郷内の地か、永祿役帳、東郡瀨谷とのす。

妙光寺（メウクワウ）　新編風土記云、瀨谷村妙光寺は開基妙光比丘尼とぞ、弘安五年九月、日蓮甲州身延山を出て、武州池上に至る時、瀨谷に止宿ありしこと、註畫讃に見えたり、鐘は元武州都筑郡恩田村萬年寺の寶器たり、正中年中に鑄造す、寶德四年、當郡の住人山田伊賀入道道光之を買得して妙光寺へ寄進す、妙光の墳墓は對岸深見村にあり、云々。

飯田（イヒダ）　今中田、和泉(永祿役帳に泉に作る)と相合せ中和田村と改む、瀨谷の南にして、高倉の東なれども、古の高座郡の屬域ならん歟、何の世よりか鎌倉郡へ入る。鎌倉法華堂、弘安八年文書に、澁谷庄飯田と録す、源平盛衰記に、相模國住人飯田三郎家能とあるは、此地を苗稱し、舊名を稱せるならん、鶴岡我覺院文書に、飯田三郎能信あり、本郷の地頭とす、家能を東鑑に家義に作り、其子孫に五郎家重ありて、同書に見ゆ。（泉）

永[illegible]相模國飯田郷地頭等、相論條々、

右訴陳之趣、子細雖多、所詮承成則、當郷所當米毎年百八十石也、以當國本斗、令收納之處、正嘉二年以後、地頭令減少收納斗之由申之、寺家訴左衞門尉清定之奉行、被定下收納斗之間、供僧所加判形也、非本斗之旨陳之、(中略)爰如地頭所進、延應元年御下知者、飯田三郎能信、返給當郷之時、供僧等、自寺庫請、以國寺斗、直可下行之由、被載之、(中略)

正安元年十月廿七日、陸奧守平朝臣、相摸守平朝臣、

二實郷（フタミ）　和名抄、高座郡二實郷。高山寺本、二貫郷。○今詳ならず、高山寺本に據り二多とよむべきか、又二實にて爾保とよむか詳にし難し。其地域は何處にや、戸塚の邊に舊郷を擬すべき歟、今鎌倉郡管とす。

矢部（ヤベ）　中世の郷名にして、今上矢部、岡津、阿久和などを合併し中川村と改め、戸塚町にも矢部てふ大字あり、永祿役帳に下矢部百三十貫文とあるは戸塚也。鶴岡文書、寶治元年矢部郷と云ひ、近世鎌倉郡七郷の一に數へられたり〔新編鎌倉志、新風土記〕阿久和川あり、戸部川の一源とす

阿久和（アクワ）　今中川村の大字とす、戸塚町の西北一里、武州二俣川村に接す、相州文書、寶德二年のものに見ゆ。

鶴岡八幡宮御供料所、武藏國青木村内(宗興寺林慶買得之)并所役、同地下人等(買得分)相摸國早河庄久富名内(中村助落合式部入道買得之)同國阿久和郷内水田、同國桑原郷内田畠、同國宮根出圓所(落合式部入道買得地)等事、雖令沽却、爲德政所返附也、早止買得人綺、如元可全知行之狀、如件、

寶德二年九月廿一日　(花押)(足利成氏)

岡津（ヲカツ）　今中川村の大字とす、近世矢部郷の屬たりき。新編風土記云、岡津は鎌倉右大將家の時、鶴岡供僧の給田にせられ、當時の地頭を葛太宰少貳爲佐と云ふ、文永の頃には、其孫田邊三郎左衞門爲成地頭たり、慶長年中、彦坂小刑部元正、江戸の代官として、此村に陣屋を建てて居住す、陣址存す。

秋葉（アキハ）　今中川村の大字とす、昔秋庭に作り、圓覺寺古文書に多く見ゆ、郷名に呼び、那瀨、信濃等の村々之に屬せり。

品濃（シナノ）　今柏尾、山田、前岡などを合せ川上村と改む。戸塚驛の東北に連なり、久良岐郡堺の分水嶺に至る、

戸部川の水源此間に發す。近世東海道の驛路、此を經由す。

(信濃)

新編風土記云、圓覺寺建武古簡に、秋庭郷內信濃村とある是なり、燒餅坂は東海道往還中にて、平戸村の接にあり、坂側に茶店ありて、蒸糕を鬻ぐ、故に名づくと云へど、回國雜記に載くモチヒ坂の稱呼見えたるは、此坂の事にして最古き唱へなり、曰「もちひ坂と云ふ所にて、徘諧の歌、行違て見れども見ずモチヒ坂昨わら沓に足をくはせて」又同じ記に摺子鉢坂の名あり、記載の順序を考ふるに、此近きあたりと覺ゆれど、正しき遺名の考據なし。(帷子カタビラ、岩井原と離山、鎌倉の中間の記事に屬す)

(餅坂)

柏尾カシヲ　品濃と戸塚の間にて、今川上村の大字とす。承久記、宇治川合戰の條に、當國住人柏尾三郎景方あり、蓋此里人なるべし、戸部川(一名永谷川)此間に發し西南流す。

永谷ナガヤ　今野庭ノバ村と併せ、永野と改む、品濃の南、戸塚の東にて、久良岐郡堺に接す、永祿役帳にも見ゆ。野庭は天正二年文書、野葉に作る。

舞岡マヒヲカ　古は前岡マヘヲカと記す、(松岡東慶寺藏、大永天文天正等の文書、及び北條役帳にもしか記せり)大永中より天正年間に至る迄、松岡東慶寺の所領なり、天文十八年三月、捕鳥を業とするもの、當郷中に入る事を禁す、是松岡領たるが故なり。

(前岡)

分國定法、郷中之指引、二百十六貫七百五十三文、前岡郷田畠踏立辻、此內五貫文神田、七貫文代官給、四貫文井料、二貫五百文定使給、二十二貫文公事免、以上四十貫五百文、前々神社等之指置は兎もあれ、御國法如此候間、此分たるべし、殘百七十六貫二百五十三文、此內前々納所御寺へ參分五十一貫三百文、米二百廿三俵納、九貫八百五十文畠年貢、七貫八百五十文三給之年貢、以上六十九貫文、此員數百姓如申日、猶殘て百七貫六百五十三文、當檢地増分、以上此増分御寺へ新御寄進之由、被仰斷候、可存其旨、陣夫二匹は前々多米前へ出、此度増分に三匹可出之、以上、右所定如件、天正二年甲戌八月

戸塚トツカ　今戸塚町、人口三千五百、鎌倉郡に屬し、其郡衙在り、然れども地形を觀來れば、本來高座郡の域內にして、之を鎌倉郡に係け帶し。鐵道橫濱へ八哩、大船へ三哩。

(吉田)

戸塚は古へに聞えず、富塚、又は十塚と稱し、吉田ヨシダ庄內の地なりしが、近世江戸京五十三次の驛站を定めらるゝに及び、其一に列し、藤澤、程谷の間に人馬を繼立つ、東海道圖會に、戸塚は鎌倉繁榮の時の材木町なりと云ふ、信じ難し。吉田は今戸塚町の大字にのこる、東鑑、建久三年の條に一澁谷雜者、信實敢、尤相叶御意之間、爲恩公事勸役、以彼等預所、相摸國吉田莊地頭、被申請領家圓滿院、爲請所、御倉積物、所被贈其乃貢也」云々。○建久二年、鶴岡香象院古簡に地名富塚と書す、永祿役帳曰、山角刑部左衛門、六十一貫文、東郡富塚、本増分。

倉田クラタ　今長沼、飯島と併せ豐田村と改む、戸塚の南とす。新編風土記、倉田の名は諸書に見えず仁治元年の文書に見ゆ、淨土眞宗、永勝寺あり、舊名長延、天台宗なりしが、親鸞化益の時改宗す、親鸞國府津の道場より當寺に來往する七年、大谷遺跡錄曰、安貞二年より文曆元年に至るまで、高祖國府津道場より鎌倉に往返し、多くはこれに在り、武藏守泰時藏經書寫の時選擧せられしも當寺に在し頃なりと、寺號初め長延寺と稱す、後年武田信玄當寺の僧を屈請して、甲陽に一宇を建て長延寺と唱へ兼住せしむ、後故ありて今の寺號に改むと云ふ。

岡本郷ヲカモト　和名抄、高座郡岡本郷、訓乎加毛止。○今玉繩村に大字岡本存す、されば此に隣れる長尾、俣野、村岡の三村も此郷內にて、西は土甘郷に至り、東は鎌倉郡小坂郷に至る。此地は古昔村岡平氏の起れる名邑なるが、いつの頃よりか轄して鎌倉郡の所管と爲す。

玉繩タマナハ　舊城郭の名なりしが、近年其址なる城廻と岡本、植木、關谷等を合併し玉繩村と云ふ、大船驛オホフナの西とす。玉繩或は甘繩アマナハに作る、蓋訛れるならん、北越軍記に「永祿四年、上杉輝虎鶴岡社參の事に因り、成田、大石、逆心故、輝虎も甘繩に北條常陸介綱成の籠りたるを攻落さんと、內々被存候へ共、かなはず上州へ歸る」云々。玉繩の大工は、天文中、鶴岡修造の時、伊豆、鎌倉、奈良等の工人と同く、其作事を奉はる、快元記に詳なり(大工者、西方鎌倉大工、東奈良大工、西北玉繩大工、東北伊豆大工、云々。北條役帳にも玉繩番匠に鎌倉にて給田を宛行ひし事見えたり。

(甘繩)

玉繩城址タマナハ　今玉繩村大字城廻シロメグリに在り、大船驛の西なり。城廻の小字城宿より凡一町許を登りて、大手口に至る、大手は西に向へり、此郭を御廐曲輪と呼べり、東方に一路を通ず、此廓より北に續きて一廓あり、本丸跡といふ、惣て空壍を廻らし、土手の形尙存す、又一小郭あり、圓光寺曲輪といふ、永正九年十月、北條早雲の築し所なり、大永享祿の頃は北條氏時(氏綱の弟)居城とせり、岩瀨大長寺記錄に、天文十四年、綱成城主となる云々、綱成實は駿州今川氏の被官、福島上總介正成の孤子にて、勝千代と稱す、氏康と同甲なるを以て、氏綱養ひて子となし、北條氏を冒さしめ、且一女を娶せ當城を與ふ、綱成勇武絕倫、黃絹に八幡大菩薩と書せる背旗を挿し、常に先陣をなし、能く敵を破るを以て、世人黃八幡と稱せり、後に長子氏繁に背旗を讓れり、永祿四年三月、上杉景虎鶴岡拜賀の時、當城を圍む、時に綱成は總州有吉に在りしが、氏繁よく防戰して、攻落し難ければ、景虎押を諸きて退陣す、天正六年八月、氏繁父に先ちて卒す、子氏勝城主となる、天正十七年、秀吉小田原攻めの聞えありければ、箱根山中に新城を築きて、氏勝は之に赴けり、

(城廻)

其後山中落城し、氏政小田原に歸入るは面目なしとて、當城に籠り、死を決して守禦す、徳川家康は人を遣して氏勝を諭し、降參を勸む、氏勝遂に志を變じ、四月廿一日當城を開き、家康の陣に至る、幾もなく北條氏亡びて、家康關東を領せしかば、氏勝に命じて此城を守らしむ、其後廢城となりしなり、抑當城は鎌倉の後にありて、鎌倉より二里、藤澤宿へは纔に半里許、高座、三浦兩郡に當る、四方通達の要害なり、故に管領、公方、藤澤にて[illegible]の合戰ありしも、遂に事なくして止む、(新編風土記、鎌倉攬勝地志)

植木(ウヱキ) 今玉繩村の大字とす、曹洞宗龍寶寺在り、舊名大應寺、北條綱成創建、天正十八年四月、玉繩城落たる時、住僧良達其降參の扱を成すと。玉繩城を守りたる(白石)墓碑あり、享保十一年室新助直清(鳩巣)の撰文に係る、[新編風土記]此村は舊昔[illegible]の食邑たり。

長尾(ナガヲ) 今玉繩の北なる長尾臺、田谷、小雀、金井などを合せ長尾村と云ふ、舊郷名に呼べ、近世は鎌倉郡七郷の一たり、鶴岡[illegible]、[illegible]文書に、長尾郷見ゆ。小雀、金井は永祿役帳にみゆ。長尾と大庭俣野等と共に、鎌倉氏の家名に呼べる在名也、平景政(鎌倉權五郎)の[illegible]を祖とし、其兄を大庭[illegible](平太と稱す)其子を[illegible]と云ふ、[illegible]、[illegible]となり、[illegible]衛門尉景茂の時、一族に[illegible]、[illegible]となり、[illegible]たり。○[illegible]、[illegible]八幡山に在り[illegible]、其の[illegible]長尾[illegible]を在城す、是は北條氏[illegible]公可[illegible]給ふにや、[illegible]り其[illegible]八のたる[illegible]、[illegible]して[illegible]、大永七年、北條氏[illegible]自身長尾へ打出られ候故、終に落去、此の如し。

金井(カナヰ) 今長尾村の大字とす。○新編風土記云、金井村、正元の頃は鶴岡八幡の社領なり、(文書には村名を金目に作る、されど金目村と唱ふべき事は、今も大住郡金目村なれば、金井と書へるに從ふべし)永正六年、故長尾右京の室[illegible]、村内を鎌倉圓覺寺塔頭龍隱庵に寄附せり、其文書あり。

田谷(タヤ) 今長尾村の大字とす、古文書に田屋に作る。鶴岡八幡宮寺供僧、[illegible]部、[illegible]律師中、相模國長尾郷田屋村内、供田[illegible]段大、[illegible]事、右[illegible]分地[illegible]、[illegible]長親、[illegible]未進之由、[illegible]中之處、可[illegible]之旨、正安元年六月[illegible]子息等之後、同十月[illegible]、不用之、去年十月、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、於當社供田者、地頭背下知之間、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、停止地頭之[illegible]行、所[illegible]、[illegible]、下知如件、正安三年五月、[illegible]、[illegible]。

原宿(ハラジユク) 今富士見村と改む、近世、戸塚驛の[illegible]にして、[illegible]、長尾臺の北とす。

俣野(マタノ) 今俣野村と云ふ、原宿の西にして、田倉川(境川)に[illegible]、[illegible]、[illegible]、俣野郷とも[illegible]云ふは、今の[illegible]俣野[illegible]とするか。又俣野氏あり、[illegible]、[illegible]、五郎景久は俣野を[illegible]、[illegible]に俣野[illegible]。

村岡(ムラヲカ) 舊郷名にして、岡本郷の名も村岡に本つく者のごとし、[illegible]長尾、俣野の南[illegible]、[illegible]村岡郷と呼び、近世は鎌倉郡七郷の一に數へらる。今[illegible]、小塚、宮前、渡内(ワタウチ)、[illegible]などを合せ、其村名に呼ぶ、玉繩と藤澤の中間とす。

(内證)

新編風七記云、村岡は最古き地名にて、平良文(高望王の五男)當郷に住し、村岡五郎と稱す、今も其居址は渡内村に在り、村岡郷の鎮守御靈宮あり、其傍の小堂を御靈堂と云ふ、社掌は鶴岡の[illegible]小坂氏なり、家傳に小坂の祖は村岡次郎忠頼(良文の子)より出て、仁安中御靈社の神職となり、子孫治承中に鶴岡に移り、元弘中に村岡に還住し、文祿中又鶴岡社之下に轉居す、云々、鶴岡文書、建久二年、村岡郷を供米料に寄進せらるること見ゆ、永祿役帳、村岡上下四百八十貫文、玉繩左衛門大夫(氏繁)殿知行。○東海云、葛原親王は常陸太守となり給ひたれば、此流の平氏に其由緒にて、常陸大掾に任じ、常陸大掾といふ家をなせり、世に多くある平氏系圖は、上總、千葉、三浦、秩父諸氏の分れにて、村岡五郎良文を祖とし、常陸大掾國香の末弟といふ、將門記に國香の兄弟を詳記したれど良文なし、然るに二三代を經て良文が子孫の武門顯達に蔓衍したるは奇怪なり、是も必ず假冒なり。

柄澤(カラサハ) 今村岡村の大字とす。建久四年四月、右大將頼朝武州入間野に狩せし路次、柄澤を經て、武州關戸宿に到りし事、重頼長管我物語に見え、「[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]見送[illegible]、[illegible]山、三浦[illegible]共、建久四年癸丑、四月下旬、[illegible]中、打越(ウチコヒ)[illegible]、過柄澤飯田、[illegible]國關戸[illegible]」、[illegible]の[illegible]と[illegible]の往來に、山内、[illegible]、[illegible]の孰れよりするにもせよ、柄澤、俣野の邊にて、[illegible]の東岸に進し、飯田、瀬谷、[illegible]小野路、關戸へかかりしことし、今も一條の古道[illegible]、[illegible]

鎌倉郡

鎌倉郡

高座郡の東にして、三浦半島の北方とす、今面積九方里、三町十六村を以て一郡とし、戸塚に治す。然れども戸塚、藤澤の邊は、地勢鎌倉と相密接せず、且古郡郷の分域より云へば、全く高座郡の地とす。されば本篇は、現郡管の中二町十一村を高座郡へ移し、遺る所の一町五村を以て、鎌倉郡の下に係く。其地三浦半島の西北部に居り、高座郡の東南に隣り、武州久良岐郡と山嶺を以て相限る。

鎌倉郡、和名抄七郷に分つ、其沼濱郷は今三浦郡へ轉す。古事記に「倭建命之御子、足鏡別王者、鎌倉之別祖也」と載する足鏡は、アシカミと訓むべく、下野足利に異なり、鎌倉別は必此地を占めたまへる諸主ならん。舊事本紀に「薦敷竈見命、竈口君等之祖」〈仲哀紀に鹿髪蒲見別王に作る〉とありて、竈口は鎌倉の異書なるべし。何となれば鎌倉も竈谷の義にて、之を古人は竈口とも呼びしこと、清山の形状に見て想ひ比べらるれば也。〈鎌倉の條、谷の論に詳にす〉○鎌倉は治承四年源頼朝之に據り、營を置きて東國を制爲したるに起り、尋いて武家幕府の都邑と爲り、海内諸國之に歸仰して、遂に京鎌倉と並び稱せらる。足利幕府は鎌倉に子弟を置き、之を管領と稱し、東國を專制せしむるに過ぎず。而も前代以來の餘勢故習猶在り、京都幕府に相抗衡す、遂に永享嘉吉の兵亂あり。朝鮮人當時の狀勢を記して、

(竈口)

鎌倉殿所居、國人云東都、今鎌倉殿者、源氏仁山〈尊氏〉之後、據鎌倉以東面叛、二十餘年、國王〈足利幕府〉累征不克、〔海東諸國記〕

と曰へり。寶德四年成氏退去以後、鎌府破滅、全く荒蕪に就く。○保暦間記に、小坂郡鎌倉と云ふ、鎌倉を府邑の名號とし、從ひて郡名を失ひしなり。且其小坂郡は葉山、小林、小坂、津村、村岡、長尾、矢部の七郷なりしこと、鶴岡社務職次第に見え、郡郷の境界亦紊亂せり。

(小坂郡)

圓覺寺文書、永正六年龍隱庵小作注文、小坂郡長尾郷田島、云々。鶴岡文書、天正十九年十一月、正二位源朝臣〔家康〕寄進、小坂郡鎌倉之内、云々。

後正保圖に復古して鎌倉郡と云ひ、其村里の境域を考ふるに、沼濱郷を三浦郡へ移し、高座郡の岡本郷以北、瀨谷に至る諸村を兼併したり、檢地凡二萬四千石、外寺社領若干。○新風土記云、鎌倉郡、陸田多く水田少し、用水には專ら戸部川の水を引沃き、鼬川、砂押川、境川等の諸流をも灌漑す、されど三分の二は山間の溜水を引き、溜井を構へ、天水を仰て耕植せり、故に旱損の患多し、土性は砂礫錯れる地多く、眞土是に次く、野土糯米土は少し、農間の餘資、海邊の村々は專漁釣をなして江戸に運送し、鶴岡江島等の道側に連居せる家は、參詣の遊客に酒食及び諸物を鬻ぎ、東海道係る處は往來の旅客を休泊し、其他は採薪等を業とす、富饒の戸口は稀なり。

繼昔奔鯨躁海崎、昔王高枕付戎衣、中原寶鼎無輕重、御府彤弓有是非、一自梨氏歸將略、遂令赤子弄兵機、鎌倉不必山河固、試上丘墟對落暉、　南郭

心計雖私亦有功、空山何處見遺風、將軍祠宇荒烟裡、管領衙門古圃中、恩及蒼生在勤儉、智欺一世定英雄、思量此際堪稱快、梟首胡奴杜世忠、　湖山

尺度郷

和名抄、鎌倉郡尺度郷。○今本郷村、小坂村なるべし、中世以降山内庄と稱せる地なり、西は高座郡岡本郷に對し、其間に戸部川流る。新編風土記に、「是は佐加土と唱へしなるべし、本郡の接地、高座郡藤澤宿の坂戸町は、正しく其遺名にして、後世彼郡中へ分隷せしならん」とあるは、蓋誤れり、藤澤は地形決して鎌倉郡に入るべきにあらず。

天平七年、相摸國封戸租交易帳、□□郡尺度郷、伍拾戸、田貳伯貳拾伍町、云々。

本郷

今本郷村と云ふ、戸塚驛の東南一里半、久良岐郡日野村と低岡を以て相限り、南は鎌倉瑞泉寺山に至る。

本郷の名は證菩提寺文書、文保建武のものにも、山内庄本郷とあり、永德應永のものには山内本郷とあり。さては山内庄の原村なるべく覺ゆれど、今別に山内村あれば、是非辨し難し。〔新編風土記〕是れ尺度本郷の義にて、尺度の地、後山内庄の起るや、其名を失ひし者歟。○永祿役帳、百八十貫文、笠間、此内三十貫文は彼地水干損地故、年貢無之、本郷、公田、三百貫文、笠間、公田、今本郷村の大字に存す。

(笠間)　(公田)

證菩提寺

新編鎌倉志云、證菩提寺は本郷上の村に在り、無量寺と云ひ、眞言宗、五峰山と號す、東鑑に、建保四年、相州時頼山内證菩提寺にて、故佐奈田余一義忠が追善を修し、又建長二年、證菩提寺修理、是れ右大將家の御時、建久八年建立など見ゆる者也、本尊阿彌陀佛也、故に後無量寺と改めたる歟。○證菩提寺は近世大に頽廢し、僅に佛宇を存す、新編風土記に收めたる舊簡によりて、往時の盛榮を知るのみ、又寺中に文暦二年、北條泰時の息女が建立せる本郷新阿彌陀堂もありしこと、明けし。

制止證菩提寺殺生事、四至、東限坂中、并小槻峯、南限谷澤木戸口、西限邊淵橋、北限竹後大道、右當寺者、彌陀如來利生之砌也、於件四至〔〕、不可殺水陸之生類者、自今以後、若背此旨、猶致狼藉者、不論貴賤、謹可被處罪科、仍爲向後、制止如件、建久八年丁巳、六月二日。〈賴朝の華押あり、按するに、坂中、小槻等の地は寺域より東十町許、谷澤の地は南二十町を隔てゝあり、西北二方の小名は今現に傳へざれど、大抵寺域より二三町の内なりとあれば、當時寺域の廣濶なること知るべし〉山内庄本郷、新阿彌陀堂供僧等申、供米未

進事、右岩瀬郷給主矢田四郎右衛門尉盛忠、正和二年以來未進之由就訴申、尋下之處、如請文者、公田十分一、被免許于百姓等訖、於殘定田分者、無未進云々、供料等者、難被免除之旨、先日沙汰畢、然則守本員數、可究濟之状、下知如件、文保元年十二月十四日、沙彌(華押)左衛門尉平(華押)

小菅谷(コスガヤ) 今本郷村の大字とす。新記云、北條泰時の女を小菅谷殿と號せし事、曾我提寺年中行事記に見ゆ、謂其粧田などありて住居せし地なるにや、小名宿山の邊を武家の居跡と傳へ、其西を御三ノ前、長方に高擧、井樓橋などの唱へ今猶殘れり、さては彼女の居地とせんも緣故あり。

鼬川(イタチ) 本郷村を西へ流れ、長尾村に至り、柏尾川(戸部川)へ併す、本郷、上野山に發し、長二里。

相摸國いたち川と云ふ所にて、此所の名を句の上にすゑ、旅の心を、

・いかにして立ちにし日よりちりのきて風だにねやをはらはざるらん、〔兼好家集〕

鎌倉(足利成氏)年中行事云、公方樣御發向事、鎌倉有御立、鼬河にて御晝休あり、御酒三獻御湯漬參、依御吉例、本郷土佐守調進。○東鑑、元仁元年六月、炎旱涉旬、仍爲祈雨、被獻所七瀬御祓、由比濱、金洗澤池、固瀬河、六連、獨河(鼬の俗通ならん)、杜戸、江島龍穴、此御祓、關東今度始也。

岩瀬(イハセ) 今大船、山内、臺村などと併せ、小坂村(コサカ)と云ふ。本郷の南にして、岩瀬、今泉は一溪谷に居る。其水西に流れ柏尾川へ入る、水源は鎌倉大平山(今泉)に出づ、長一里半、砂押川と云ふ。

岩瀬は諸菩提寺文書、仁治元年のものに見ゆ、岩瀬郷と云へり、土俗の言ひつたひに、右大將賴朝の時に、奥州より囚人として、岩瀬與一太郎と云ふ者捕はれ來り、後ここに居住せり、夫より地名となると云ふ、按するに與一太郎は、佐竹の家人にて、治承四年十一月獲られ、賴朝の見參に入しに、直言を述て恩免を蒙り、遂に家人に加へられし事、東鑑に見えたり〔新記〕

賣渡、相摸國山内庄岩瀬郷事、合百貫文者、右所者、自明年甲戌正月一日、至于明後乙亥十二月晦日、貳ヶ年貳作、買主可令知行、上爲御所修造料足、止公私爲雜事、所被沽却也、但未賈換候間、假令一年中得分、白參拾貫文、賈換以後令不足者、可被延年記、有□者、重可被召錢貨、仍沽券如件、

元弘三年十一月二十四日、□眼(華押)重能(華押)

島津周防守忠兼申、相摸國山内岩瀬御代官、殺害事、任被仰下之旨、相尋實否候之處、去文和三年六月九日、守護代官飯田七郎左衛門尉、打入當郷、令殺害忠兼代官池田右衛門尉以下輩之條、無其隱候、若此條僞申候者、佛神御罰、速可罷蒙候、可有御披露候、恐惶謹言、文和三年十一月廿日、

進上御奉行所　彈正少弼直重(華押)

大長寺(ダイチヤウ) 岩瀬の西北にして、本郷村管間に近し、淨土宗の名龍若也。開山存貞、鎭蓮社感譽願故と號す、小田原の人なり、大道寺駿河守政繁の甥、天文十七年當寺を建て又四十八願に應じて四十八寺を創し、永祿六年武州增上寺に轉住し、檀林の掟二十三條を定む、是より宗風爆に起る、開基は玉繩城主北條左衛門大夫綱成なり、四世は源榮なり、榮住職たりし時、天正十八年、東照宮甚に因て寺領をも寄せ賜ふ、五十石。〔新記〕

今泉(イマイヅミ) 岩瀬の東南なる谷奥に在りて、山内鎌倉の岳陰にあたる、今小坂村の管内也、明月院、大永二年文書に、岩瀬郷の内今泉村と錄されたり。○今泉不動堂は圓宗寺と云ひ、小瀑布其傍に在り、本尊は石佛なり、貞享中興の時、淨土宗に屬し、寺號をも稱名と改む。不動堂より東南に攀緣する十町、大平山に登るべし、標高百六十米突、南は二階堂谷、北は鼬川の谷、三方の分水界とす。

大船(オホフナ) 今小坂村の大字とす、岩瀬の南、小袋谷の北にして、東に山丘を負ひ、西方は田野とす。大船停車場は西方戸部川(トベ)(柏尾川)の畔にして、大船の民家を距る十町許、其中間に離山あり。

(青船)

大船は又粟船、青船(アヲフナ)に作れり、古書に多く見ゆ。東に六國見山あり、標高百四十餘米突に過ぎざれど、眺望頗廣し、八州見とも稱す、其南麓は即圓覺寺の境內なり。○大船驛は近年東海道鐵道開通の時、初めて新置せられ、尋いで鎌倉横須賀鐵道此より分岐し、遂に知名の一驛と爲る。横濱十一哩半、藤澤三哩、横須賀十哩。

離山(ハナレ) 大船驛の東五町許、田間に離立する小丘にして、三座南北に連る。其西傍に小徑あり、山内、小袋谷より笠間、鼬川を經て戸塚驛に向ふ者とす。○新記云、離山は鎌倉道の南側にあり、八町餘の間に三山並び立ち、高各二十間より三十間許に至る、中央に在るを長山、北方を腰山(山腹に洞井あり、徑三尺許、井中隧あり、其深測るべからず、土俗梶原平三景時が邸跡なりと云へど、景時が宅蹟は此地にあらず)南方を地藏山、(山上に地藏の石像を置き古塚十三あり、高一丈より六尺に至る、來由を傳へず)と名つけ、概して離山と稱す、皆芝山にて、樹木を生ぜず、享德四年六月、鎌倉勢山麓に出張して、京勢を支へしことあり。鎌倉大草紙曰、鎌倉には木戸、大森、印東、里見等、離山に待懸て、防ぎ戰ひけれども打負ける。回國雜記曰、離山と云る山あり、誠に續きたる尾上も見え侍らねば、「朝まだき旅立里の遠方に其名もしるき離れ山かな」。

常樂寺(ジヤウラク) 離山の東五町許、粟船山(アホフナ)の下にあり、南面す。東鑑に、仁治四年、山内粟船御堂とある者是也、即北條武藏守平泰時の廟寺とす、其墓は寺背に存す、同書、建仁

六年の條に著船創造と云ふ。

新記云、粟船常樂寺は、北條泰時の開創也、永正十二年、建長寺西來菴修造勸進狀に「常樂楫那、武藏守樞大夫泰時」云々、東鑑に「寛喜三年十二月、左京兆泰時、爲室家比丘尼、追福於彼山内墳墓之傍、被建一梵宇、今日有供養之儀」云々と見えたるもの、其舊跡今別に存せざれば、恐らくは當寺なるべく覺ゆ、但し當寺創建の年代を傳へず、又泰時が母尼室家等の墳墓の事も、こゝに傳へなければ、猶考もて決し難し、仁治三年、六月十五日、泰時卒してこゝに葬る、寛元元年六月「故武州禪室周闋御事、於山内粟船御堂被修之、大阿闍梨信濃法印道禪、請僧十二口、此供爲宋朝御在生之時、殊抽信心」云々、同四年、宋の蘭溪道隆、本朝に歸化して鎌倉に下向し、此に住する事七年、(其始め當寺は全き一宇の寺院たらず、泰時が持佛堂の如くなり、故に定まりたる常住の僧はなかりしなり、されば釋書に、時賴隆を延て常樂寺に居らしむと書せしも、全く追記の文にて、當時寺號を唱へし證と爲し難し、撞鐘寶治二年の銘文に、初て寺號を見る)建長四年、時賴建長寺を創する後、建長寺の末となり、其寺領のうちを配當あり、されど當寺は彼開祖隆が出身の地なる故に、梵琦貞和年中の書に、「常樂寺乃建長之根本也」と稱せり。

東鑑、仁治二年十二月の條に「前武州、渡御于山内巨福禮(コフクレ)別居」云々」巨福禮は即鄰村小袋谷なり、されど彼村内に其舊跡を傳へず、今粟船山上に平衍の地(凡八段餘)あり、亭趾のさま彷彿たり、又其東方、小名大門岬の田間に石伴あり、道さふたりに禮垣、御靈谷と云ふ小名あれば、此二所の内ならん。

同書又云、大船村里正、甘糟を氏とす、家系舊記等を傳へず、唯家に舊き木牌を置けり、一は「道本禪門」背に「甘糟土佐守平朝臣清忠、文明九丁酉天一」と刻す、一は「隨山寶順皇定門」背に「甘糟佐渡守平朝臣長俊、天正十壬午天一」とあり、長俊始め太郎左衛門と稱せり、即永祿十年、常樂寺文殊の像を修飾し、(像の胎中に收むる木牌に記す)天正七年、鎭守熊野社の神體を勸請せしは、此人なり、(神體の臺中に記す)是等最古を徵するに足れり。(今按、新熊野社に、壽永二年七月、安房國群房庄寄進の院宣あり、信用し難し、僞書ならん)

小袋(コフクロ)　中世の郷名なるが、今の小坂村大字小袋谷(コブクロヤ)、幷に山之内(ヤマノウチ)にわたる、謂ゆる山内庄内の屬なり。小袋坂(巨福呂)とは此山谷と鎌倉山谷との堺嶺を指す、建長寺は山號を巨福と云ふ。巨福禮(コフクレ)の字面は、東鑑以下の諸書に散見し、コフクロコフクレ共通なりしならん。

小袋谷(コブクロヤ)　今小坂村の大字とす、大船の南に接し、山内谷の谷口にあたる。

新志云、太平記、神明鏡に新田義貞鎌倉合戰の時、堀口貞滿を巨福呂(コフクロ)坂へ差向らるとあり、是は鎌倉四境の小袋坂(建長寺)にあらず、小袋谷として見るべし、圓覺の西、市場村の又西に小袋谷村あり、いかにも此時の取合は此邊なるべし。○新記云、小袋谷村、古は巨福禮と書す、東鑑、仁治二年十二月の條に、山内巨福禮と見えしは此地なり、「前武州、渡御于山内巨福禮別居」、按ずるに前武州は執權北條泰時なり、別亭の蹟今村内に傳へず、蓋鄰村大船村に、その亭跡彷彿たり、圓覺寺文書日「圓覺寺知行事、栗園事、以正觀寺上畠、非小福禮中山上、散在畠等、可宛當寺栗園之由候也、仍執達如件、弘安七年九月」永祿役帳にも、小袋谷を收む。

臺村(ダイムラ)　今小坂村の大字とす。新記云、臺村は山崎より分れしと、されど北條役帳に此地名見えたれば、永祿已前に分析せしと知らる、小名市場、每月五日十日此所に市立て、諸物を交易す、天正十四年十二月、江雪の奉書に、市場新宿と見えしは此地なるべし、この文書は鹽瓶役の秋錢不納により、其村々に課する所にて、地名の次第、原宿、市場新宿、粟船とあり、共に近隣の地名なり。

山内(ヤマノウチ)　舊庄名にして、鎌倉の山北を廣く籠めたるが、本來は小袋の山内の謂ならん、今は小坂村の大字に山内の稱のこる。

九月霜飛樹色寒、江山何處訪英雄、西風吹黃試淸響、譬濟秋雲繞梵宮、　蘭亭

保元物語に、山内須藤刑部丞俊通、その子瀧口俊綱とあるは、東鑑「治承四年七月、山内首藤瀧口三郎經俊者、不應恩喚、剰吐條々過言」とあるに同し、同年十一月の條に「經俊召放山内庄、被召預土肥實平」、また「經俊斬罪、有其沙汰、彼老母武衞御乳母也、聞之參上申云、資通入道、仕八幡殿、爲廷尉禪室御乳母以降、代々間、竭微忠於源家、就中俊通平治戰場、曝骸於六條河原訖、而經俊與景親之條、其科雖有餘、(中略)募先祖之勞効、忽宥梟罪」云々。その後は首藤氏安堵せしならんも、鎌倉府の勃興に及び、此地は其北境に接し、北隣して府内に同し。建保元年、和田亂の時、山内庄を北條相州義時へ賜はる、(和田亂に山内の族黨先次郎左衞門尉政宣以下、和田に黨したれど、經俊は之に與せず、始末不審)又此庄は八條院を本家とせるよし、東鑑、文治四年の條に見えたり。○東鑑、建久三年三月、於山内有百箇日溫室、往返諸人、幷土民等、可浴之由、被立札於路頭、是又爲法皇御追福也。元仁元年十二月、此間疫癘流布、武州殊令驚給處、被行四角四境鬼氣祭、可對治之由、陰陽權助國道勘申、謂四境者、東六浦、南小壺、西稻村、北山内、云々。

圓覺寺(エンガク)　山内に在り、一小溪を占め、西南に開き、其口に外門あり、直に通衢に當る、大船驛の東南凡二十町。臨濟宗中、一派の大本山にして、舊鎌倉五山の第二に班す、瑞鹿山と稱す。北條相模太郎時宗創

建、開山は宋僧祖元、(佛光禪師)弘安五年の事とす。後應永中爛燼、永享六年又炎上、寛永二年再修す、近世寺領百四十貫文。

釋書、祖元傳云、弘安五年、圓覺寺成、平副帥時宗、命元爲開山第一祖、開堂之日、群鹿臨筵、元爲書讚、即名山曰瑞鹿。子曇傳云、副帥貞時、迎曇居圓覺大伽藍、後董建長、諡大通禪師。○本寺鐘銘云、相摸州瑞鹿山、圓覺興聖禪寺鐘銘、鶴岡之北、富士之東、有大圓覺、爲釋氏宮、(中略)正安三年癸丑八月、大鐘昇樓、(中略)住持、宋西澗和尚、子曇。

延慶元年官符、相摸國司、應大覺禪寺、爲定額寺事、右太政官、今日下治部省符偁、得沙門崇演今月日奏狀偁、拔伽藍者、先父正五位下行相摸守平朝臣時宗、弘安聖暦大[illegible]歲、[illegible]頼信、專所草創也、[illegible]檻文楹之鮮妍也、宛然香苑圖之奇麗、金姿玉相之[illegible]也、孰與白毫水之嚴飾、云々。

圓覺寺額事、任彼仰下之旨、可令申入御沙汰給由、內々伺申西園寺殿候之處、恐被下宣旨、御子細長崎三郎左衛門入道令言上候歟、以此旨可有御披露候、恐惶謹言、

十一月七日(延慶元)　越後守　貞顯

進上　尾藤左衛門尉殿

大光明寶殿の寶冠釋迦の頭首は、空華日工錄に「世謂圓覺釋迦、目上于貫、金工所之也」とある者とぞ。湘中紀行云、圓覺寺大門、署曰瑞鹿山、天皇獼仁書也、山上有鐘樓、是正安中所鑄、平貞時進銅、子曇作銘、鎌倉諸名刹、唯此鐘爲大、佛殿署曰大光明殿、亦天皇獼仁書也、大抵圓覺地域、不及建長、山淺也、而寶殿過之、雖[illegible]遺跡、想見當時宏麗、閣中梵字、唯此與建長、可以爲稱首矣。○湛相記事云、圓覺、宋國僧祖元開之、謚佛光、有像精工殊絕、顏面如生、掛金字榜、日[illegible]、平時宗手書、深雅可愛。○圓覺寺規式條々、可令停止[illegible]事、近來或號一揆、或稱門徒、以僧結徒、及于喧嘩亂之由、有其聞、甚不可然、俗家猶被之、況於禪門哉、自後云住持、云大衆、若有所存者、宜於寺中、可令相談、[illegible]觸不休者、觸訴官方、可仰裁斷、[illegible]左右有嗷々之儀者、糺決失仕、[illegible]可被[illegible]其科也矣、[illegible]息、不量寺[illegible]之多少、連々[illegible]之條、[illegible]其[illegible]、於當寺者可爲三百人也、但當時見住分、雖用捨、[illegible]有減少之闕、一向可令停止、[illegible]塔定數、治定之後、[illegible]單以下闕分、非制之限、職人等、以公錢可令[illegible]補之、一週[illegible]之[illegible]、不可載名字於[illegible]暦、[illegible]客寮已下[illegible]者、[illegible]可令[illegible]之、若有違犯之[illegible]者、須令出院也焉、[illegible]

[illegible]

定如件、[illegible]元三年十二月日、左兵衞督[illegible]、[illegible]五山[illegible]

[illegible]

日、五山[illegible]次第[illegible]、[illegible]七[illegible]、五山之上[illegible]寺、五山第一建長寺[illegible]、第二圓覺寺相[illegible]寺、第三[illegible]仁寺、第四[illegible]智寺東[illegible]寺、第五[illegible]寺[illegible]、[illegible]可[illegible]五山之[illegible]者也、[illegible]可[illegible]建長[illegible]、[illegible]除五山[illegible]、[illegible]京都[illegible]之[illegible]、[illegible]可[illegible]實[illegible]矣。

正續院(シヤウゾク) 圓覺寺の開山佛光國師の塔頭なり。○圓覺寺の佛舍利は正續院に收む、[illegible]ありて、善隣國寶記にも抄錄すれど、虛誕多し、日工抄に「貞治六年四月、[illegible]源氏實朝入宋[illegible]、[illegible]一代、[illegible]開持、是大宋[illegible]京[illegible]能仁寺[illegible]也。云々」とある者是也。

黄梅院(クワウバイ) 圓覺寺內に在り、[illegible]國師の塔頭なり。○夢窓正覺國師塔頭、圓覺寺黄梅院事、將軍家御在鎌倉之時、可令[illegible]行之由、[illegible]教[illegible]之間、宗遠首座爲塔主所管道也、隨而[illegible]中[illegible]常陸國結城村色好村椿村三[illegible]、[illegible]內[illegible]等者、[illegible]當院[illegible]、半分者[illegible]用分、永代[illegible]可被沙汰遺之、凡當院[illegible]、[illegible]力、令[illegible]之間、[illegible]之[illegible]子、[illegible]皆此[illegible]、可改[illegible]塔頭[illegible]也、[illegible]、門徒之[illegible]如斯、文和三年甲午三月日、妙葩、宗遠、志玄。○圓覺寺黄梅院、[illegible]小開[illegible]貨、宅[illegible]、可[illegible]之[illegible]、[illegible]六[illegible]十月、[illegible]、花押、當[illegible]塔[illegible]。

佛日庵は[illegible]、[illegible]山[illegible]記日、本寺大檀那、北條相摸守[illegible]、[illegible]、分[illegible]面在[illegible]、[illegible]之二院、[illegible]之名、[illegible]時日[illegible]、[illegible]、近年守[illegible]之下、[illegible]、是[illegible]當院之[illegible]也、云々。○伏敵[illegible]云、佛日[illegible]に[illegible]の木像[illegible]を安し、其[illegible]類、[illegible]に[illegible]、別[illegible]に貞時高時の木像位牌あり、其[illegible]の木像[illegible]、[illegible]體なり、[illegible]伝へ[illegible]、[illegible]の地は時[illegible]にして、初め[illegible]塔を建、[illegible]とせり、[illegible]に一丘[illegible]あり、貞時の墓地と[illegible]、其[illegible]をせり、[illegible]、[illegible]宇を[illegible]に[illegible]、[illegible]世の[illegible]に[illegible]、[illegible]り一字[illegible]遣り、時宗を[illegible]り、貞時高時を[illegible]せりと、圓覺寺過去帳佛日庵位牌並に時宗の法名を法光寺殿道果とし、貞時の法名を

扶桑五山記に載す。

(寶覺寺山)

明月院（メイゲツ）　圓覺寺の東南にして、別に一小谷を占む、古の最明寺の舊寺の遺跡にて、足利管領家の時、明月院を建立し、後建長寺に屬せしも、上杉憲方の廟塔也。新志云、明月院は上杉安房守憲方の建立にて、憲方法名を明月院天合と號す、此院は昔禪興（ゼンコウ）寺の塔頭なりしが、今は寺を廢止とし、建長寺領の内三十一貫文を配分す、道合の寺は明月院の奥谷に在り、禪興寺は北條時頼建立、即最明寺とも云ひ、其佛殿ありしを、足利滿氏再興せられ、(康暦元年)關東十刹の第一也、後世佛殿計り殘るを、今明月院之を持分にし、時頼の塑像を安置す、隆蘭溪の作とて、東鑑に「建長八年七月、將軍家(宗尊親王)山内最明寺、為御禮佛」のこと見ゆ。釋書云、正念、號大休、宋國人、入此土、文永六歲、于相陽建長、隆蘭溪傳其高賓、副元師平時宗、命主禪興精舍、正應二年寂、諡佛源禪師・高僧傳云、建長子冬、擧大休念、於巨福山建長寺、請隆為開山、利居十三年有、記落之建仁、歴二歲、返東關、副元師時宗、開禪興寺命居、無何遷寺建長」と新記云、上杉道合塔は方丈の西北岩窟の中にあり、窟中左右に十六羅漢、中央には釋迦寶冠の像を彫る、鎌倉九代記に道合を稱美し引けり事を記す「上杉安房守入道道合は六十八にて十四日、朝の霜と消えにける、尸をば極樂寺に送りて草根一塊の墳の主となす」さて當所は今く塔所のみなるにや、其跡のみならず、明月院境内に道合石塔の前にあるふ、昔は此に道合の庵室ありしとなり。

最明寺址（サイミヤウ）　今明月院の境内にあたる、新記云、時頼北條時頼、西胤の墳を下し、道風の素懐を遂んとて、茲に梵に一字を建立し、最明寺と名づけ、堂の後に一宇を構へ、是を閑居とす、東鑑曰、康元元年十一月、將軍家御登山内最明寺、此精舍建立之後、始御禮佛也、當州可被遂御素懷之由、内々御有其沙汰、仍忽令被遂給、十一月、於最明寺、相州令落飾給、哉卅、依日来素懷也、御法名覺了房道崇、御戒師宋朝道隆禪師也、弘長三年十一月十九日、相州禪室御病痾、雖已及危急、仍有被御于最明寺北亭、心閑可令遂終之由、思召立、御尾藤太(法名淨心)宿屋左衛門尉(法名最信)可禁制群参人之由、廿日早日、被御北殿、臨及御終焉之一念、同日合戰合三兩人、固寺北亭、制禁人々群參之間、頗寂寥、為看病者、六七許輩、其侯之外無人、所謂長崎次郎左衛門尉、安東左衛門尉等也、廿二日戌刻、入道道崇、哉三十七、於最明寺北亭卒去、臨終之儀、着衣袈裟、上繩床、令坐禪給、聊無動搖之氣、頌云「業鏡高懸、三十七年、一槌打碎、大道坦然」、道崇珍重、云々、平生之間、以武略而輔君、施仁義而撫民、然間達天意、協人望、終焉之刻、叉手結印、口唱頌、而現即身成佛瑞相、本自權化再來也、評論之云、道俗貴賤、成群奉拜之、廿三日酉剋、相州禪室葬禮也、是より後は時頼が廟所たるのみ、元より住持僧なきが故、自然廢寺となりしにや、謠る文永九年、武人愛の梅花を折て、宗尊親王に參らせし時、往事を感慨して詠せられし歌、我王集に載り、其詞書に最明寺殿跡とあるをもて識るべし、最明寺の舊跡なる、梅の盛なりけるを枝を、人の添りけるを御覽じて「心なき物なりながら墨染に咲かぬもつらし宿の梅が枝」其後相模守時宗、故基を再興して、更に一寺とし、名を禪興と改めたり。

上杉管領邸址（ウヘスギクワンリヤウ）　新志云、山内明月院の馬場先、東隣の畠是なり、上杉憲顯、足利殿(基氏)の執事として此に住し、其後代々此に居り、山内を家號とす、其此頃にも京都に出仕し、憲方管領と云ふ、其の世に此を去り、上椙字と云へ移れりと雖、猶山内殿と稱せり、云々。扶に、山内上杉氏は憲顯、憲忠、憲春の三代は山内邸に居住あらざりしことし、憲顯を國清寺といへば、佐介谷に居り、憲春を報恩寺殿といへば、山内に居りし、相州早に據れば、憲方の時より始めて居ると爲す、因く安房守憲方、其時元年四月、管領職を賜り、始めて山内御所、應永元年六十二にて卒去、明月院殿是也、其次は安房守(憲定)道號大全、法名長基、光照寺殿是也、佐介入道と申す」云々、されば山内の號も憲方の時より起り、憲定、憲基も佐介谷に居り、憲實に至り又山内に居る、而て文安四年憲忠の管領たるや、西御門に居る、されど已に家號を山内と定め、顯定の時鎌倉を去るも、猶に昔山内殿と呼ぶ、又管領職は足利治亂記、應永五年、一家に上杉、東國の大名を集め、京都將軍家の三管領四職に准し、關東にも其沙汰あるべしとて、鎌倉殿を押て將軍と崇め、上杉を以て管領として、千葉、小山、長沼、結城、佐竹、小田、宇都宮、那須を以て、關東の八家と定し、大となく小となく、此八家の面々評定して、上杉を以て決定とす」云々、又永享十一年、持氏滅亡の條に「是より管領上杉家を押て、鎌倉の管領と云へり」と見ゆ、是等による時は、永享已來專自稱せしと識らる。

新記云、貞和五年、足利基氏、關東の管領として、鎌倉に下向ありしとき、上杉民部大輔憲顯、執事としてこれを輔佐す、是より憲顯當所に居住しければ、世人之を山内管領と稱す、憲顯卒す、其二男兵部少輔能憲、父に代り氏滿の執事たり、時に其族(憲顯弟)、男頭正少弼朝房犬懸家と稱せしも、相並て其事職に補せられ、世に之を両上杉と稱す、享德四年四月、能憲卒す、弟憲春職て是事となる、康曆元年三月、氏滿に京都將軍家を傾けんと欲す、憲春諫むと雖容れられざりしかば、遂に諫書を遺して自殺す、弟憲方職を嗣ぐ、明德三年辭職、子憲孝職を襲くと雖、幾程なくして又職を辭す、かくて犬懸の上杉中務少輔朝宗入道禪助(朝房弟)之に代り、應永十

二年九月職を[illegible]、[illegible]男安房守[illegible]職を[illegible]、廿八年卒す、其男安房守[illegible]若年なる故に、嫡宗の男氏憲之に代る、二十三年氏憲職を辭し、憲基[illegible]となりしが、(此時氏憲不平の餘亂を作す、所謂禪秀の亂是なり)幾程もなくして卒す、廿六年正月、憲基の男憲實當職に補す、永享十年持氏、京都將軍義教と[illegible]により、憲實[illegible]しも[illegible]て之を諫め、誅伐せらるべき風說有しかば、是年八月、此所を去りて上州白井に遷る、十一年持氏生害の後、剃髮して長棟と號し、越後に在ける弟兵庫頭清方を招き職を委す、十二年憲實入道、[illegible]の命を[illegible]して再此所に歸り、[illegible]、[illegible]、文安四年成氏[illegible]、[illegible]の男右京亮憲忠を[illegible]の山中より召出し、管領職に補せらる、長尾昌賢之を輔く[illegible]の申[illegible]に[illegible]遷るゝの後、當所の舊第破壞に及びしかば、更に西御門に別第を構へて住せしより、此地の第は頽廢せり、永祿四年三月、上杉[illegible]、[illegible]たる[illegible]て、當所に假屋を設けて止宿あり、今は[illegible]田となる、[illegible]、上杉[illegible]、又云、[illegible]は[illegible]に[illegible]、[illegible]年十一月、上杉[illegible]男小五郎[illegible]、[illegible]に[illegible]、[illegible]を留めて自殺せし事、東[illegible]記に見えたり。又云、長壽寺は關東諸山の第一なり、當寺所[illegible]記、(永和二年、[illegible]年四月[illegible])[illegible]せし後、當領其氏父の爲に剏建すと記すれど、當時所藏[illegible]

し、昔は七堂具足せしとぞ、今は悉く滅せり。今の正續[illegible]の[illegible]は長壽寺の物にて、應永四年の銘あり「相州路[illegible]龜山、長壽[illegible]寺鐘銘、[illegible]應元年[illegible]、[illegible]有[illegible]、其[illegible]三[illegible]、[illegible]前、[illegible]應永丁丑[illegible]日、[illegible]北丘等[illegible]、住持比丘[illegible]、[illegible]事比丘心[illegible]」

東慶寺（トウケイ） 圓覺寺の南にして、[illegible]路を[illegible]、其地を松岡（マツガオカ）と稱す。臨濟宗の尼院にして、俗に緣切（エンキリ）寺とも云ふ、一[illegible]

新志云、松が岡東慶寺、開山覺山尼は北條時宗の室（秋田[illegible]の女）にて、[illegible]

(松岡)

され、其乞に任せらるゝと、開山よりの寺法とに、凡て婦人一旦不法の夫に配し、容易く休離れ難き故ありて、當寺に入る時は、三ヶ年の際抱置、其身の望を果さしむるを以て寺法とす、[illegible]駿河亞相忠長卿の舊館を移し賜はりしものとす、寛永十一年の棟札に「大檀那、征夷大將軍源[illegible]忠公息女、[illegible]建立、住持、關東公[illegible]豐臣[illegible]

[illegible]不得制之、[illegible]

[illegible]之遊林乎。

淨智寺（ジヤウチ） [illegible]五山の第四に班す、北條師時の創建する所とぞ。近世[illegible]く衰へ、僅に小宇を置くのみ。其傍は、今隧道を穿ち、扇谷に通す。

淨智寺[illegible]尾藤（トウ）谷と云ふ[illegible]鏡に散見す[illegible]

闡揚者、寧之蔣山舊友也、令正於幽沈、禪規整濟、號合宜寄、東方眞社、指爲法窟、後復宋國。○新記云、淨智門寺は普寧、請待開山は正準、開山は宏海（嘉元元年正月寂、眞應禪師と謚す、高僧傳日、釋宏海、號南州、不詳其氏族、從兀庵寧公於建長、受庵付屬、出世金峯、攝嶽雲庵、爲終焉處、海公以高德而有功、山中寺衆推準開山）開基は北條武藏守宗政（同相模守師時父子なり、（宗政は相模守時賴男、評定衆引付頭、弘安四年八月卒せり）其年序に於て甚懸隔せり、寧が宋に歸りしは文永二年にして、是年宗政僅に十三歲、師時未生以前たれば、事實に適はず、今推考するに、宗政が死後、其室などが親族をかたらひ、弘安の末に當寺を起立し、亡夫宗政幼子師時を合せて開基と唱へ、寧を延て第一祖とす、然るに寧壯年其任に中らずとし、念を請し且亡師寧をたてゝ開山祖と稱し、其身は三世と稱せしなるべし。

建長寺（ケンチヤウ）

山内の東南隅、直に巨福呂坂を以て雪下（ユキノシタ）村へ通す、圓覺寺を去る八町許、山内谷の地に居る。峰嶺四周、其東北なる勝上嶽は、二階堂谷、覺園寺山に連接す。又建長寺より西南に坂路あり、龜谷坂と云ふ、扇谷村へ出づべし。此寺は臨濟宗中一派の大本山にして、鎌倉五山の第一に班し、北條時賴が宋僧隆蘭溪（大覺禪師）を聘して開きたる者、殿堂壯麗雄偉、往昔に聞ゆるも、近世は頽廢の餘、十が一を存ずるのみ。（新記云、今の佛殿は久能山東照宮拜殿を再造せられし時其舊殿を賜ふと、或は增上寺崇源院殿御靈屋の拜殿を賜はりしなりとも云へり、其製尋常の寺院に異なり、唐戶彫物の彩色も今皆剝落せり、法堂は山門と佛殿の間に在り、近く文化年中に造立す。

黃梅池　　俊明極

誰鑿地爲沼、寒泉涵泳深、青林浮水面、翠嶽徒波心、
竪吞山形側、橫覩樹影沈、晚遊成勝賞、聊作五言吟、

新志云、建長寺は此地初め地獄谷と云ひ、犯罪の者を刑罰せし處なり、地藏堂ありて心平寺と云へり、此堂伽羅陀山寺とも云ひ、今も寺內に殘る、本寺領、九十五貫九百文。○新記云、東鑑、建長五年、當寺供養の條曰、去建長三年十一月、有事始、云々、保曆間記曰「建長五年十一月、時賴相州巨福山に建長寺を造立して、將軍家の御願として遂供養畢、以丈六地藏菩薩爲中尊、又安置千體、相州殊令精誠給」云々、應安の始め、大覺佛光兩禪師の門徒確執發り、道に公長ありて、細川武藏守賴之和平の事を沙汰す、然れども猶止まずして愈倍增し、六年五月、既に當寺に於て大覺の門徒等黨を結び、放火の企ありしが、蚤く發覺に及び、六月嚴密に糺明あるべき旨、賴之奉はりて、上杉兵部少輔能憲入道々誓の許に御教書を下し、鎌倉五山住職の補任は、嘗に問て京都より沙汰せられ、其他は已後寺官の進退たるべき旨、及び住持兩班改替の年紀等を定めらるゝ由、（下に記あり）

鎌倉九代記云、應永廿一年、十二月廿八日酉刻、建長寺門前の在家より失火し、やがて燒留りけるが、猛なる飆火ひとつ遙に七八町を隔てゝ飛去、建長寺の塔の五重の上に落、漸々に燃えはびこり、本堂、御前堂、方丈衣鉢閣、輪轉藏、寮舍浴室、鎭守土地堂、山門脇門、廊下惣門に至るまで同時に燃立て、一宇も殘らず灰燼となる、佛具經論寶財雜物は運ぶべき暇なし。○湘中紀行云、建長寺、外門二所、東者南向、署日海東法窟、西者西向、署日天下禪林、東門內少西、建大門、署日巨福山、相傳元僧一山書、北爲樓門、署日建長興國禪寺、宋僧子曇書、樓門之北爲佛殿、西北方丈、東爲西來、他殿堂不足道、蓋已衰矣、要之、山木岑蔚蕭條、使人起懷古之感、實名藍也。海東法窟の額、崇禎元年十一月、竹西書とあり、（竹西は朝鮮の人なり、本朝の寛永五年に當れり）天下禪林、筆者年代共に前に同し、總門巨福山の額を揭く、筆者詳ならず、恐らくは圓覺寺と同時に賜ひし勅額なるも識るべからず、山門樓上に十六羅漢を安じ、建長興國禪寺の額を揭く、宋僧子曇が筆と傳ふるは誤なり、總門の額と同じく是も勅筆にて、塔頭西來庵の昭堂は開山蘭溪の像を置く、堂內に開山所持の[illegible]一面、厨子に收む、高三寸九分、横三寸、之を貴む、[illegible]と號す、其形鼎の如し、面に觀音の像を顯す、此事元亨釋書にも見ゆ、この開山塔の後山を嵩山と號し、之を兜率巖と云ふ、兜率巖に開山並びに佛光の石塔あり、佛光の塔は圓覺寺の開山なれども、建長寺にて葬る、故に塔は嵩山にあり。

嵩山　　俊明極

五嶽標中居、屹居天地心、西宮如侍衛、崇華似恭欽、
懸日輝幽谷、無風動少林、誰知西東意、昭顯海東岑、

稱者、道隆蘭溪、寛元四年來朝、副元帥平時賴、延居常樂寺、軍國之暇、問道、乃營巨福之里跡、構大禪苑、請隆開山說法、東國學徒、奔湊傳聞、福山寢室之後、有池、側有松、其樹參直、一日時賴向寺、衆僧怪之、隆日偉服之人居松上、是我何請、我問何處、對日山之左禪閣也、語已不見、因其人之居故、松假耳、諸徒日、鶴岡者八幡大神之祠所也、是謂禪此耳、弘安元年寂、寄葵之誥、賜大覺禪師、本朝禪師之號、始于隆也、又云、己卯歲、宮建長虛席、副元帥平時宗、具疏幣航海、聘名宿、明牧以祖元(佛光)充其選、元至一環溪授佛法衣、弘安二年、到相陽入福山、

時宗留意宗乘、積有年序、建營梵苑、安止緇流、但時宗每懷、樹有其根、水有其源、是以欲請宋朝名宿、助行此道、頓詮英二兄、莫憚鯨波險阻、誘引俊傑禪伯、歸來本國、爲望而已、不宣、弘安元年戊寅、十二月廿三日、詮藏主禪師、英典座禪師、時宗和南。

元禄十二年六月廿二日、河村瑞賢を相州建長寺金剛院旧址に葬り、英正院と称すること、梅原氏の撰文塋碣銘並序に見ゆ、今其塋碣の存否知れず。

巨福路坂（小袋坂）

新志云、或は小袋に作り、又巨福礼に作る、鎌倉雪下より山内建長寺前へ出る切通也、東鑑に鎌倉四境、北は山内と云ひ、四境祭は小袋坂に設けられし由見ゆ、元弘三年、新田の軍勢、第一番に此坂を破りて乱入し（太平記）文和元年閏二月、新田義貞、脇屋義治、鎌倉を攻し時、南遠江守房鑑の兵を率して此口を警固（太平記）、鎌倉方にては[illegible]三千余騎にて、假粧坂、巨福呂坂を切塞ぐ（云々）したり。

神明鏡曰、堀口美濃守貞満の十万余騎、巨福呂坂へ向て、云々。鎌倉志に、太平記、神明鏡に記せし巨福呂坂は、当所にあらず、巨福呂谷と云ふ所あり、是なりと云へり、されど太平記に「義貞、[illegible]、其勢を三手に分け、極楽寺切通、假粧坂、巨福呂坂等の三所に指向る事」を記し、其所指の地名、皆鎌倉の口々なれば、巨福呂坂も当所たる事論なし。〔[illegible]記〕

東鑑、仁治元年十月、於前武州御亭、可被造山内道路之由、有其沙汰、安東藤内左衛門尉奉行之、十九日、為前武州御沙汰、被造山内道、是険阻之間、依有往還煩也。

一遍上人六条縁起、弘安五年の春、鎌倉に入給ふとて、ナカサコと云所に三日とゝまり給ふ、三日、鎌倉入の作法にて、化益の有無を定むべし、利益絶べきならば、是を最後と思ふべき由、時衆に示して、三月一日、小袋坂より入給ふに、今日は大守山内へ出給ふ事あり、此道よりは悪かるべき由、人申けれど、聖思ふ所ありとて猶入給ふ。

梶原郷

和名抄、鎌倉郡梶原郷。○今深沢村ならん、大字梶原存す、山内、小袋の南にして、藤沢駅（大鋸町）の東南とす、即鎌倉の西隣なり。鎌倉平氏の一族、梶原氏の在名此に出づ。

（北深沢）

深沢とは鎌倉大仏堂の谷をも云ひ、梶原、常盤の谷と連接す、蓋北深沢郷と云へるは、常盤にあたり、今の深沢村の[illegible]に同からざる如し。

鶴岡八幡宮供僧、大夫法印円重、長井左衛門尉[illegible]、相模国北深沢郷内、供僧[illegible]町五段七、八[illegible]事、

右田者、[illegible]、政綱[illegible]之由、[illegible]、当所者自往昔[illegible]治定之間、供僧等令遂検見、随得田面々作人致直納之條、古例也云々、政綱不存知之間、給注文、可遂進未結解云々者、政綱為地頭、年進止下地、当事於作人[illegible]之條、無其謂之上、以一問答、訴陳可遂問答之旨、[illegible]申之、可改進請状之由、去六月廿日、以奉行人安[illegible]左衛門尉[illegible]、並斎藤九郎兵衛尉基連、使者雑色[illegible]下、于今相留、無理之所致也、然則不[illegible]者、政綱可究済之旨、依鎌倉殿仰、下知如件、

[illegible]三年八月十二日　相模守平朝臣（守時）

東鑑、治承五年九月、相模六郎[illegible]足利俊綱之首、先自武蔵大蔵、[illegible]、中案内、而不被入鎌倉、自相模深沢、自何處越之旨、被仰之云々。こゝに武蔵大路と云ふは、小袋、山内の大路にて、深沢を経由するものにて、梶原郷の北深沢を指す。

洲崎

[illegible]名なれど、今の深沢村大字山崎、寺分、町屋の辺にあたる、即小袋谷の西南、大字梶原の北にして、西は戸部川に至る、太平記、[illegible]等に洲崎郷見え、永禄天正頃の文書には須崎に作る。

太平記云、元弘三年五月十八日、赤橋相模守守時、[illegible]六万余騎にて、[illegible]、[illegible]の陣の軍破くして、[illegible]一日一夜の間に、[illegible]六十五度まで切合たり、[illegible]ければ数萬騎ありつる郎従も、討たれ落ち失する程に、盛時是利殿に女性方の縁になりぬる間、相模殿を始め奉り、一家の人々さこそ心をも置き給ふらめ、是勇士の恥づる所なりとて、戦未だ半ならざる最中に、帷幕の中に物具脱ぎ捨てて、腹十文字に切り給ひて、北枕にぞ臥し給ふ、同志の侍九十余人、上が上に重り伏して、腹をぞ切りたりける、さてこそ十八日の晩景に、洲崎一番に破れて、義貞の官軍は山内まで入りにけり。梅松論云、武蔵路は相模守殿、洲崎、千代塚に於て合戦を致さるゝ、是も討負て一足も退かず自害す、南条左衛門尉高直入道一所にて命を殞す。

山崎（神代）

今[illegible]村の大字とす、小袋谷の西六町、大船駅の南十町許。山丘南東より来り此に盡き、其尾崎にあたり、古神代天神山者に属す。

新記云、山崎村は地形丘山の出さきなるを以て名づく、古人伝へて、[illegible]に載する天神社、貞治中再興の祭文中に、神代郷とあるをもて、当村の旧名とし、又鎌倉志に拠て、元弘の頃は洲崎と唱へしと云へど、志に云ふ所も正しく当村を斥るにあらず、但し北条役帳に「須崎あたり一」とあるに拠るにあたみは現に村内の小名に存り、其地たる事論なければ、洲崎と云ふも当村の旧名と云ふべきなれど、同役帳に、別に東洲崎とあるもの、正しく当村を云へるなれば、おぼつかなし、今按ずるに、隣接地たる故役帳名のおのづから及ぼせしものなる歟、今に於ては詳に弁別し難し、又村内天神社碑銘に、城州山崎の宝寺を摸して、村内に宝積寺を創建せしより、地名も彼に擬して、旧名を改め山崎と唱ふる由見えたれど、[illegible]山崎[illegible]に拠れば、往昔朝轄に仕へし山崎六郎[illegible]宗、当所に住して在名を称せしと見ゆ、然るに宝積寺は遥に後、永享中普照国師の創建なれば、是を地名の

[illegible]日浴室請浴すべからず、其日に[illegible]少[illegible]、十人手足を洗むるの料のみに宛つ」

寺分(テラブン)　梶原寺分は、小袋谷の西南十町許、大慶寺址にあたれば也、雪の澤に遺蹟あり。大慶寺は[illegible]宗、[illegible]山と號し、鎌倉十刹の一なり、寺[illegible]も若干ありしに、小田原北條氏の頃、兵火に罹りて[illegible]すとなり、開山は僧源[illegible]なり、元亨釋書、高僧傳等に源が當寺に住せしことを載せず、[illegible]に[illegible]正十二年頃[illegible]存在の事蹟あり

梶原(カヂハラ)　今深澤村の大字とす。舊志云、梶原村は亀谷(カメガヤツ)、葛原岡より西の方十四五丁ばかり、里老いはく、平三景時が舊地なりと、此にも權五郎宮あり、長谷にある御靈宮のことなりと、權五郎景政、昔此邊に居住したる故、其宮を建たるならん、其族裔景時も此地に住し、梶原氏と號す、永祿北條役帳には、須崎梶原と云ひて、須崎村に屬せしな。

常盤(トキハ)　今深澤村に屬し、梶原の東南十町許、鎌倉（深澤・長谷）と一嶺を隔つ、又十町許、謂ゆる大佛切通なり、永祿役帳には常葉(トキハ)に作る。

うつろはで萬世にほへ山櫻花も常盤のやどのしるしに　藤原景綱〔新後撰〕

新志云、東鑑、建長八年八月、將軍家、新奥州政村が常葉第に入御し玉ふ、弘長三年二月、常盤御亭、一日千首の和歌會のことあり、此里に今も常盤御所と云傳る所是也、政村を常盤院覺崇と號す、又新後撰の景綱の歌は、詞書に、平時範の常盤山莊にて、寄花祝と云事をよみ侍りける」とあり、時範は北條時茂の子にて、重時の孫也、景綱は重時の兄、泰時の家臣也、時茂は家號常盤と號す、此處に山莊ありつるならん。○新記云、北條重時の四子、鹽田武州義政も常盤に居れり、親鸞上人の外孫唯善[illegible]は、[illegible]唯善が弘通したりこと、遺[illegible]にも見え、[illegible]、文句亭跡は、右東の陸田四段[illegible]の[illegible]門と字す、其政亭址を相距る三町、段之入と字し、廣さ一段許、唯善庵址も此邊にて、一向堂と字す」又云、大谷遺跡録に、延慶二年二月、唯善坊、密に如信上人御影并、弘安九年御安置ありし、聖人の御眞影、并に遺骨を隠し取て、相州鎌倉に下り、常葉(トキハ)と云所に住して、念佛を弘通す、此事存覺一期記にも見ゆ、此故に常葉の御像と云ふ、寛永十二年、宣如の時、倉田永勝寺より本山へ還御せり、云々、永勝寺の古記を按ずるに、此眞影戰國の際散逸して、長沼村正安寺に安置せしを、宣如江戸下向の時、公に聞え本山に還坐ありしとなり。

（常盤）

手廣(テビロ)　今深澤村の大字とす、梶原の西に隣り、津村に近し、藤澤驛へ半里許。○新記云、手廣青蓮寺は眞言宗にて、東國檀林三十四院の一なり、[illegible]正十九年寺領二十五石の御朱印を賜ふ、客殿に文和四年の半鐘をかく、江島寺と號す、相傳て古は江島の諸刹、皆當寺の末院なりしと、今に江島岩本院[illegible]は、當寺にて其式を行ふとなり。

戸部川(トベ)　又柏尾(カシヲ)川と云ふ、戸塚の北、川上、中川兩村の山野に發し柏尾(カシハヲ)、戸塚を經て、長尾村の東に於て鼬川を併せ、大船驛を過ぎ、南西に轉じ、藤澤驛に至り田倉川（境川）へ入る、長五里。戸部川は源野庭村より起り、永谷(ナガヤ)村に至り[illegible]川と呼び、上柏尾、下柏尾、名瀬三村にては赤川、或は赤關川とも稱す、吉田町以下に至りては柏尾川と唱へ、岡本村にて始て戸部川と稱す、又小舘川と唱ふ、末は川名[illegible]二村の境にて境川に合す、此水流を以て田間に沃ぎ、水田を耕植す〔新記〕

大島郷(オホシマ)　和名抄、鎌倉郡大島郷。○今川口村、腰越津村にあたる歟、即梶原郷の西南なる、海邊江[illegible]の地にし、[illegible]、江島とは[illegible]、[illegible]川口、大島[illegible]、鎌倉に島[illegible]、[illegible]

片瀬(カタセ)　今川口村と改む、藤澤驛の南一里、田倉川（境川又川名川とも云ふ）の東畔にして、此川此地にて海へ入る、故に又片瀬川の名あり、河西は鵠沼、東は[illegible]原の海濱とす。

新志云、東鑑に鎌倉四境の一を固瀬(カタセ)と云ひ、小驛なり、建保六年の條に、[illegible]、宇都宮[illegible]判官行村、[illegible]門尉胤政、[illegible]刑部丞[illegible]、云々とある是也、太平記に、[illegible]田義貞、選兵二萬餘騎を率して、片瀬腰越を打廻り、極樂寺坂へ打廻り給ふとあるも、此道なり、鶴岡八幡一の鳥居まで六十町、片瀬村の東の原を唐土原(モロコシ)といふ。○片瀬は鎌倉の西口にして、人馬出入の小站とす、されば府政の當時、刑死の徒往々此にて梟示せられたり。建治元年九月、蒙古使者五人、（杜世忠以下）、文和二年五月、相模次郎時行以下三人、應永廿四年閏五月、若犬次郎大輔満春など、皆片瀬に刑死す、東鑑に、治承四年十月、[illegible]吉田[illegible]、大庭景親遂以爲降人、[illegible]、即被召預上總權介廣常、廿六日、於固瀬河邊梟首とあるを、此地梟首の初見とす

（片瀬固）

片瀬川(カタセ)　境川（田倉川）の一名とす。北條九代記云、昔西明寺時頼の時、青砥左衛門藤綱と云ふ者あり、時頼三島詣の時忍て供奉し、片瀬川の中にて牛の尿をしけるを見て、（中略）、後に此事時頼の聽に達し、仕進せり、云々。○夫木集、中務卿宗尊親王の詠に、

歸り來て又見ん事も固瀬川濁れる水のすまぬ世なれば、此歌は文永三年七月、將軍の職を罷られ歸洛の時の詠なり、又同書、登蓮法師が歌に、

打渡す今や汐干の固瀬川思ひしよりは淺き水茂など見えたり、名所方角鈔に、河邊細石出る由を記せり、「波の瀬川、片瀬川など云ふ所あり、細石出る名所なり」云

云、波の瀬は水無瀬に同しかるべし。

片瀬地藏堂 上町にあり。六條縁起云、弘安五年[illegible]二日、片瀬の舘の[illegible]にて、[illegible]給ふ、[illegible]日の日中に、片瀬濱の[illegible]堂に移り居て、[illegible]を[illegible]り給ひけるに、貴賤雨の如くに參詣し、道俗雲の如くに群集す、同道場にて、三月の末に紫雲立て花ふり始けり、其後は時に隨て連々此奇瑞ありき、人疑をなして問奉りければ、花の事は花にとへ、紫雲の事は紫雲にとへ、[illegible]にしらずとぞおほせられ、七月十六日に片瀬を立て、都の方へ修行し給ふ。

龍口 今田村龍口寺の地[illegible]、古代は[illegible]にて[illegible]すと、[illegible]の[illegible]にて[illegible]に見ゆ、[illegible]の事に、[illegible]代の[illegible]、[illegible]鶴岡社務記錄、[illegible]記等に[illegible]見ゆ、[illegible]越を梟示の地と爲す者と、其實一なるべし。江島縁起に、昔深澤に長湖ありて龍栖み、其龍死して山丘を成す、[illegible]地[illegible]に當るなり[illegible]も、此等[illegible]の地名に、片瀬、[illegible]龍口[illegible]とぞ)

北條九代記云、建治元年、[illegible]九月七日、於龍口[illegible]兵部郎中[illegible]高麗[illegible]也、[illegible]事、行儉約、休民庶、皆是爲軍旅用意也。(關東評定傳[illegible]、建治[illegible]七日[illegible]

龍口寺 [illegible]宗[illegible]、[illegible]毎歳九月十一日十二、兩日の會式には、宗門の緇素群參す。

江島 [illegible]の管内にし[illegible]して行くべしと雖、猶橋梁を架し往來に資く。島中に亭[illegible]

天女降孤島、龍宮固古壇、地隨波上土、潮共月盈虛、[illegible]

寄進[illegible]、[illegible]

水路誌云、[illegible]成[illegible]、[illegible]出し、一潟形をなすと雖、其附近の地は海底甚險惡なる[illegible]あり、[illegible]一沙堆に[illegible]半潮の時は徒歩して渡るべし、此沙堆の西側に沿ひて一[illegible]

[illegible]舟、坊より言付られておりたり、云々とあり)或は背負[illegible]

而者、開立入候船方、可切頸事、云々。

鶯嶼東南縮地開、清天秋色抱蒼葉、探珠月落驪龍窟、騎鏡潮明玉女臺、有客欲攀仙桂去、何人更汎斗槎回、今宵獨坐樓磯上、萬里觀濤酒一杯、　高　僩亭

東鑑、建保四年正月十五日、江島明神有託宣、大海忽變道路、仍參詣之人、無船煩、始自鎌倉、國中緇素上下、成群、誠以末代稀有神變也、三浦左衛門尉義村爲御使、向其靈地令參、歸而之由申之、○貞應二年海道記云、固瀬川をわたりて、江尻の海汀をすぐれば、江の中に一峰の孤山あり、孤山に靈祠あり、江尻(尻は島の誤寫のみ)大明神と申す、廣嶮外にあらたにして、御前を過る下り船は、上分を奉る、法師はまいらぬときけば、其こゝろを尋ぬるに、昔此邊の山寺に禪僧有て、法華經を讀誦して、夜なよなかし日をくらす、其時女の形出来て、夜毎に聽聞して失せぬれば、其行方をしらず、僧これを怪みて、絲を掛て密に裾につけにけり、あくる朝に糸をたゞして見れば、海上にひかれてかの山にいたりぬ、岩穴に入て龍尾につけたり、神龍驚恥して後、僧にはぢてこれを入れずといへり、大權現は利生の爲なり、化現せば何ぞ衆には憚らむ、弘經は讀誦の僧なり、經を貴まば何ぞ僧を厭はんや、深き誓ひは海に滿てり、波にすゝる跡、雲にひびく聲、されども神慮は人知らず、されが習はしに從ひて伏し拜みて通りぬ、

江のしまやさして潮路に跡垂るゝ神は誓ひの深きなるべし。

林氏神社考云、江島、一作榎島、又作繪島、元和元年冬、赴江戶、路宿于藤澤、江島距此四五十町、余以近公之暇往江島、々距陸數町、借一葦之舟、而至之、島中小屋數十間、大率漁人也、已而進步、有寺、是辨財天也、行數町、到于上、又下行數百步、擧目大洋也、循岩而步海岸以下、西南行數十步、有窟、々前海水濺入、其形如池、港而通海、其側壁高數丈、傍壁斜身而入、數十步、有小祠、曰島神矣、窟高仰而見之、殆茫々乎、有僞數飛來飛去、翔于窟宇岩縫之間、(原註、其上岩石縫合、而蓋于洞上)取松明、自祠後直入、脚下水濕、或踏砂石、或履尖岩、或踐柔滑之磐石、石坳有水、々燈而清、往々在焉、其前有兩岐、聞昔役行者在伊豆島時、々來此出入窟中云、余行殆一町許、而窟甚狹、人告余曰、窟極于此、自是而出、誠是也、龍神之所栖也、云々。○湘中紀行云、龍穴、傳道昔者有龍出焉、而島故爲天女所捿止、自弘法祀天女於此、後人遂以爲天女窟宅、鎌倉盛時、雩必於是、事見東鑑、余嘗聞之、凡瀕海諸州、山根往々有穴、皆土世因劚金鐵而成者也、則此穴亦焉知其獨不然哉、但人神之而神、人異之而異、神異可以已矣、又以爲有佛之肆何哉。○新記云、金窟(緣起、安然記曰、島西南之岸、有巖窟、自窟中時放金光、是故名金窟)龍穴(東鑑)蓬萊洞(北國紀行曰、西方の浦近く下て、遙なる岩屋あり、內に雨界の垂跡、功德天ましまず、則寶たも蓬萊洞といへる神秘ありと聞ゆ)など稱し、天女付、垂跡の神窟なり、因て是を本宮とす、即與願院なり

江島(エノシマ)神社

今邊津宮(下宮)中津宮(上宮)沖津宮(本宮)の三祠に分れ、宗形三女神を祭る。然れども古義を按ふに、島神と云ひ、龍穴に鎮座せり、養和二年四月、僧文覺此島に來り修法し、始めて大辨財天を勸請す。是より神佛並び祭り、遂に本地垂跡を設し、寺號を金龜山與願寺と稱す。近世に至り寺社家の所讓、往發僧を加へしが、明治維新、改祀して更に宗形三女神祠と爲す。

東鑑、養和二年、四月五日、武衞(賴朝)令出腰越、赴江島給、足利冠者、北條殿、畠山次郎等御共、是高雄文覺上人、爲祈武衞御願、令勸請大辨才天於此島、始行供養法之間、故以令監臨給、密議、此事爲調伏鎮守府將軍藤原秀衡也、云々、今日即被立鳥居、其後令還給。○新志云、此島の開基は役行者、次に泰澄、次に道智、次に弘法、次に文覺再興ありしと也、江島記には、開化帝の時此島涌出し、天女下降と云ひ、江島緣起によれば、昔惡龍此地に栖み、天女降りて夫婦と爲り、欽明天皇十三年四月十二日より廿三日迄、大地震動して、此一島忽成れり、十二の鵜島の上に來り居る、故に鵜來島とも云ふと、太平記には、北條時政子孫の繁榮を江島神に祈りしことを錄す、

神社考云、平時政嘗詣榎島、祈子孫蕃榮之事、夜一美婦綠衣朱袴、來告曰、汝後胤必執國權、若其無道、七世有失、時政驚而見之、大蛇長可二十丈、入海中、護其所遺鱗三枚、所謂三鱗形紋是也、

上宮は中間の山上に建つ、仁壽三年慈覺創立すと云ふ、(岩本院文書曰、江島、上下之宮、自糸二十斤、令寄進候、造營之方仕可致之候、仕用者公方奉行、遠相加可申付候、仍如件、己酉七月、岩本坊、氏康)、寶永三年、社領十石の御朱印を賜ふ、本宮旅所は西南の山頂にあり、幣殿拜殿に江島大明神の五字を掲す、(江島譜曰、建治元年九月、蒙古の寇賊退散の報賽に、後宇多院宸筆を染られしと云ふ)例歳四月初の巳日に、本宮より神體を爰に遷座し、十月初の亥日に還與す、下宮は山下にあり、近世、杉山惣檢校和一、當社に參籠して靈驗を得、遂に登庸せられしと云ふ、按するに江戶本所一ッ目、辨天社の傳記に據るに、和一は勢州の人にて、江府に出て鍼治を業とせしに、貞享二年正月召出され、常憲院殿の御宿痾を癒し、後月俸二十口を賜はれり、元祿二年廩米三百俵を宛行れ、四年二百俵を加恩せられ、五年五月惣檢校職となれり、かく殊遇を蒙りしかば、江島に護摩堂三重塔を建立して、和一廩米の內を宮に捧け、其料りとして江島在家地子錢、及び船年貢高を合せ、下の宮の社領に御寄附あらんことを申乞ひしに許可せられ、廩米は元の如く賜

ひ、新に御寄附ありしとなり。

湘中紀行云、舊島下祠側有古碑、[illegible]以歸、高六尺强、廣三尺有奇、厚五寸、額篆大日本國江島靈跡建寺碑、一十二字全存、書法絶妙、碑記字[illegible]識、匪以雲龍、亦太精巧、碑[illegible]記文、剝落已甚、間存者僅數字、亦見小楷可惜、趺首已亡、碑身亦横截矣、[illegible]、建寺碑は里俗屏風石と呼べり、往昔良眞法師入宋し、慶仁禪師に謁し、此碑文を請ひ[illegible]建立すとぞ、良眞は下坊の開[illegible]にして[illegible]上人と[illegible]、[illegible]上人良眞、元久元年二月上旬の頃、當山の[illegible]、入宋に入り、慶仁禪師に參し、歸朝の後和尚の教に任せ、將軍に申して舊跡にかされて社壇をひらく、建永元年七月上旬遷宮[illegible]の下宮[illegible]によるに、良眞は[illegible]貢納十二人の使価を宋[illegible]

江島寺址

近年[illegible]。新記云、岩本院[illegible]一山の總別當[illegible]と云ふ、古昔より[illegible]職を兼帶せし寺、[illegible]、當院に、鎌[illegible]り、永禄四年五月、[illegible]攝すべき旨、北條左京大夫[illegible]就江島上之坊退轉、從其跡之事、可[illegible]享祿四年五月、[illegible]兼帶なり

腰越

今津村と[illegible]腰越濱ともあり、[illegible]東鑑、[illegible]記等によれば、治承四年六月、[illegible]和田義盛當所より[illegible]盛を具して當所に至り抑留せられたり、文治五年義經の首級を此に實檢せしむ、太平記、建武二年八月、中先代の亂に、相摸次郎時行の一黨、此にて足利氏の兵と合戰し、[illegible]判官討死す、又延元元年十二月、義良親王[illegible]家は足利氏の兵をこゝに破る事、元弘日記の[illegible]書に見ゆ、([illegible]は古の[illegible]なりとぞ、文治元年[illegible]説は、證據なし、吾妻鏡にも此狀を載す。

[illegible]左右之由[illegible]元、[illegible]

腰越の浦邊の磯山を小動(古山留幾)と云ひ、八王子社あり、[illegible]

津村

今腰越と相合す、腰越の東北なる山間にあり。鎌倉志云、七里濱、今[illegible]村あり、[illegible]ツムラ[illegible]

七里濱

腰越より[illegible]、關東道六町一里にて之を數ふ。湘中紀行云、七里[illegible]

鎌倉大日記云、應永十七年、[illegible]の謀反を起し、遐安を以便宜の軍兵を催けれは、鎌倉殿の侍所千葉介兼胤、生捕にして七里が濱にて打てける、又云、成氏の出頭人共色々上杉を妨ける間、太田備中守、長尾左衛門尉、寶德二年卯月廿一日、鎌倉の御所へ押寄、成氏は江の島へ遁れ[illegible]給ふ、太田長尾腰越迄寄來りける、小山下野守し[illegible]にて[illegible]、防ぎ戰けるが、小[illegible]にて家子郎等八十餘人討死して、其身も手負引退く。

金洗澤

東鑑、養和二年四月、賴朝[illegible]より[illegible]「於金洗澤邊、有牛追物、[illegible]各賜色皮紺靑等」云々、その他多く見えたり。そのかみは鎌倉七瀨の一に數へられたり、今も[illegible]ふ、又日蓮註畫讚に、文永八年九月十二日、日蓮有罪[illegible]い役者、[illegible]金洗澤の濱に行逢といふは、[illegible]

[illegible]與書狀、親行帶之、馳向金洗澤、救父命訖。

行逢川

[illegible]云、極樂寺より東、七里が濱へ出る[illegible]、針磨橋を渡り、濱へ下れば、右に音無瀧と云ふがあり、其西に行逢川と云ふあり、昔日蓮[illegible]にて[illegible]時、[illegible]使者と、此[illegible]にて行逢たるに因りて名つくとぞ、鶴岡八幡一鳥居より、此[illegible]まで[illegible]

極樂寺

[illegible]里[illegible]の東限[illegible]の山陰なる谷を古ふ、谷奥[illegible]近[illegible]にも呼び、今[illegible]の大字とす、七[illegible]に[illegible]、此谷と[illegible]下の間に、極樂寺坂と稱す、[illegible]には上町、谷町、中町の名のこる。鎌守新宮權現、熊野神なるらん)[illegible]忍性[illegible]狀に見ゆ

るが今猶存せり。

極樂寺は又靈山寺と號し、靈鷲山（高僧傳云、稻村山）感應院とも云ひ、忍性良觀中興、眞言律宗の舍區にて、往時は七七院寺中に櫛比し、殿堂盛大なりしと云ふも、近世いたく衰ふ。○新志云、極樂寺は陸奥守北條重時の創建にて、重時を世に極樂寺殿觀覺と云へり、東鑑に弘長元年十一月三日、寅一點、入道重時卒、年六十四、于時住極樂寺別業、自發病之始、抛萬事、一心念佛、住正念取終云々、昔の寺中に四十九院ありしと云ふも、今は吉祥院のみありて、寺領九貫五百文、鶴岡一鳥居より二十四町。

釋書云、忍性入相陽、止清涼寺、平副帥時頼、（鑑性道崇）、創光泉寺、命居焉、武州刺史平長時、欽性律行、新極樂寺延之、性移焉、初正嘉中、有沙門營寺、安屯六彌陀像、名曰極樂寺、未落而亡、武州之父長時、運其寺于今地、爲濟場、在此武州與其弟業時、戮力修營、成巨刹、嘉元元年七月、性逝、壽八十七。又云、了然、號月峰、正嘉之元、住相之極樂寺、屢修僧日、七十一年、夜夢紛然、一旦覺來有何事、永在濯沼月在天。○新記云、當寺緣起日、正元元年、當寺清涼院良觀上人、上人答日、自是當西南、前日地獄谷、有瀧池、可建此地寺、上人到于彼谷、念誦暫時、有感應、創建七堂迦藍、就于文應元年、其餘七々四十九院建立、云々、當寺往古圖一舖を載す、本堂を華藏院と云ひ、護摩管樓、殿堂佛閣甍を並べ、支院羅列す、輪奐の美想像すべし。（忍性行狀略頌曰、五十一歲、文永四年八月、移住極樂寺）弘安四年、護國の法を修し蒙古退散す、時宗其功を奏聞して、當寺を御願場とす。（行狀略頌曰、同四年御敎書下、異國祈、七夜不斷四王兜稻村百座仁王講、三千餘艘悉退散、高僧傳曰、四年辛巳蒙古寇犯、副元帥平時宗、修護國法於稻村山、閉仁王會、未幾捷報、下詔大徳、奏以極樂寺、爲御願場）

勅、讓尊大法師位忍性者、[illegible]域、化儀之被遐邇、衛々諸人、而導之於慶霄、選々究已、五十二位之内證雖難暗在、五十二年之練行於是自彰、廣致檀施誠爲悲增、乃任彼弟業之請狀、宜許其菩薩稱號矣、嘉曆二年五月廿五日。

忍性菩薩事、內證之果位、雖非夜了其號、就慣施悲增之德行、謹弟等所請、精達天聽、被許菩薩之稱號、異行某菩薩等、顯近之例、非無其例、仍依名字沙汰之由、被仰下候也、敬白、嘉曆三年六月二日、本正上人御房、大納言藤定「」。

成就院は極樂寺の北に在り、極樂寺の舊域内にして、眞言院址に當る。元祿中々興し、今極樂寺の屬末にあらず。鎌倉年中行事に「律家の住持、極樂寺、成就寺以下一とあれば、當は律宗なりしが、中興以後眞言宗に歸す。

月影谷（ツキカゲガヤツ）

新志云、極樂寺の地内、西の方を月影が谷と云ふ、昔は暦を造る人居住せし也、此に阿佛庵跡あり、十六夜日記に、

あづまに住ところは、月影が谷とぞ云ふなる、浦近き山本にて、風いとあらし、山寺の傍なれば、のどかにすごくて、浪の音松風たえず。

聖福寺谷（シヤウフクジガヤツ）

新志云、聖福寺の舊跡は、極樂寺の西南に在り。○東鑑、建長六年四月、聖福寺鎭守諸神、々殿棟上、所謂神驗、武内、稻荷、住吉、鹿島、諏訪、伊豆、箱根、三島、富士、夷社等、云々、是爲關東長久、別爲相州嫡男大庭御厨之內、所卜其地也、若宮別當僧正、大納進、賢息、（聖壽、福壽二子）息災延命也、仍以彼兒弟兩人之名字、被擬寺號、云々、去十一日、有事始、云々、相摸云々。○新記云、正福寺谷の事跡考へがたし、東鑑の聖福寺は大庭の事なれば此にあらず。

鎌倉長吏、彈左衛門賴兼の事は、賴朝の免狀と稱する文書に據り、近世多く諸書に論述せらるれど、彼免狀は僞作たること、識者の洞見する所なり。されど我多、非人の沿革、種類の歷史を考へんには、猶一材料たるべし。○新記云、鎌倉長吏八戸、極樂寺に住す、今その首長を九郎左衛門と云ふ、往古攝州より移りて此に居住し、鶴岡八幡宮祭禮の時は、烏帽子素袍にて先立つ列にありと云ふ、賴朝より配下を定めし證狀一通藏す、又東照宮關東に移らせ給ふ時、當時の長吏、御駕を迎て拜伏し、鎌倉以來の由緒を御聽に達しければ、やがて長吏以下の支配を命ぜらる、是より後支配は江戸淺草に住して彈左衛門と稱し、古文書なども多く其家に藏せり、この彈左衛門文書の中に、由井長吏、極樂寺支配の二通を主要とすれど、全く僞物に係るゝと云ふ、九郎は其庶族にして、古昔より連綿して爰に土着するものならん、されど賴朝より出せし證狀今も此に寶藏すれど、其實の宗家たるにや。

稻村崎（イナムラ）

七里濱の東なる崖角にして、鎌倉由井濱の西南に突出する十町許、其崎頭標高六千米突、北方は陸續起伏、靈山崎、極樂寺坂、長谷山に連なる。今其崖の下、直截して海潮に浸洗せられ、徑路の通すべき由なし。然れども此地は往時海山相迫るの間に、一條の沙濱ありて、鎌倉出入の大路と爲せり、東鑑に見ゆるもの之を證すべし。太平記、梅松論等、元弘三年五月の合戰に、（和田文書に、大手稻村崎とあれば。攻進の正路としたり）此沙濱は潮の干滿によりて通塞したる由分明なり。その後何の世よりか、今の如く崖下直に深淵を成し、干潮にも脚を着け難くなれるにや、未其考說を得ず。

鎌倉大日記に、明應四年八月十五日洪水、由比濱の海波激揚のこと見ゆ、又明應七年八月廿五日、東海諸國大津波の變災の事、諸書に見ゆ、稻村崎の沙路陷沒も、此等の時代にあたることとし、又寬文三年八月十九日の

越後は、飯島の條に見ゆ、是等の事に由り[illegible]も、
今詳論し難し。
新[illegible]云、稲村崎は[illegible]岸に[illegible]、其形[illegible]、
故に名つくと云ふ、[illegible]十間、[illegible]、
前を[illegible]と呼ふ、[illegible]の役に、和田[illegible]、
酒匂驛に[illegible]〔十譜〕[illegible]日、[illegible]、
貢、[illegible]、保暦間記曰、建久九年の冬、
右大將[illegible]相模河の橋供養に出て、還給ひけるに、[illegible]
の海上に、十歳許なる童子の現れ給ひて、汝を此程[illegible]分
驟ひつるに、[illegible]見つけたれ、我を誰とか見る、[illegible]
治に[illegible]なりと[illegible]、失給ひぬ、云々。[illegible]
云、五月十九日の早旦に、[illegible]
ぞ向かけるに、大舘次郎宗氏も[illegible]
片瀬[illegible]まで引き退き[illegible]、新田義貞廿一日の夜[illegible]なり
に、片瀬腰越を打ち廻り、極樂寺坂へ打ち莅給ふ、明け
行く月に敵の陣を見給へば、北は切通まで[illegible]く嶮し
きに、[illegible]
[illegible]
六萬餘騎を一手になして、[illegible]
にかけ通りて、鎌倉中へ亂り入る。○梅松論云、五月十
八日未刻、義貞兄弟已に稲村崎を經て、前濱の在家を燒拂
ひ[illegible]
はてふためきける有様、譬へていはんかたぞなき、高時

の家人長崎[illegible]以下の輩、身命を捨て防ぎ戰ける程に、
[illegible]の大將[illegible]も、[illegible]川に於いて討取、其
手引退て靈山の頂に陣を取、同十八日より廿二日に至る
まで、鎌倉中の口々、合戰のこゑ矢叫び、人馬の足音暫
も止時なし、相模守高時禪門、元弘三年五月廿二日、葛
西谷に於いて自害、一族[illegible]同數百人、自害するこそあは
れなれ、爰にふしぎなりしは、稲村崎の浪打際、石高く道
細く[illegible]
干潟にて有し事、かた／＼佛神の加護とぞ人申ける、然
間に、鎌倉は南の方は海にて、三方は山なり、險つゞき
に寄手の大勢陣を取て、處におり下り、所々の在家に火
を[illegible]
くこそ燒はらはれける。

稲叢崎　落合[illegible]

[illegible]

[illegible]とも云ふ、[illegible]

靈山崎（リヤウゼン）　稲村崎の北東に連なり、陸起稍高くして八十三米
突に達す、其北に下れば、即極樂寺坂なり。梅松論に、和田
靈山の頂に陣取るとあるは、此崎山の上を云へり、和田
[illegible]には靈山[illegible]
川に沿ひて、一條の樵路あり、極樂寺開山堂跡裏手の山

より、北條重時[illegible]、和田文書、[illegible]
[illegible]

見越崎　[illegible]、萬葉に見え、風にや名所
お[illegible]
[illegible]
り、〔堀川百首〕顯仲、都には早吹きぬらんかまくらや
の證歌を引きたり。されど相摸風土記の逕文に「鎌倉郡
見[illegible]」「萬
[illegible]にして
[illegible]る也。
[illegible]美胡之能佐吉のいはくえのきみがくゆべき
こころはもたじ、〔萬葉〕
「いはくえ」とは岩崩ならん、崩れのことをクエといへ
[illegible]

極樂寺坂（ゴクラクジ）　[illegible]
[illegible]
師が茲役して開鑿したるものとも傳ふ、數十間の岩崖、
[illegible]

通と云へりし

史學雜誌云、元弘三年五月十八日、濱手の大將大舘宗氏は、稻村崎の干潟を利用し、、稻瀨川前濱に押入る、而るに宗氏戰死し、濱手は満潮と爲り、已を得ず極樂寺坂に退き、而して又之を失ひ、翌十九日には、義貞自將として極樂寺坂を取らんとしたるも（鎌田文書）遂げず、廿一日に至り、新田氏義大將として激戰し、闇夜に乘して三木俊連搦手を隨れ、卒に極樂寺坂を取れり（和田文書）而して之と全時に濱手又干潮となれり、新田勢の鎌倉に入るや奔流堤を決して平野に注ぐが如し、明くれば葛西が谷の慘劇、是必然の果のみ。○梅松論云、建武元年、本間と澁谷が一族、先代方として謀叛を興して、相摸國より鎌倉へ寄來る間、澁川刑部大輔義季を大將として、極樂寺の前に馳向て、攻戰ふ事數刻なりしに、凶徒打負けたり。

埼立郷（サキタテ）

和名抄、鎌倉郡埼立郷。○今詳ならず、諸郷の位置の上より觀察すれば、稻村崎の邊にて、長谷、坂之下及び極樂寺の邊にあらずや。一説埼は椅字の誤寫にて、椅立（ハシタテ）ならん、其は稻村崎の形狀、嶮岸絶壁、梯を立つるごとく、而も海中に突出して、階梯の殿前に在るに似たればと云ふなり、猶考ふべし。

鎌倉（カマクラ）

今鎌倉町と云ひ、人口八千、鐵道停車場は小町の西、置石の邊に在り、横須賀へ七哩、大船へ三哩、東京新橋へ廿七哩。此地は峰巒東西北の三方を擁し、南の一方を開き滄水を容入す、由比濱と云ふ、田宅は昔滄濱の斥鹵と、峽谷間の坦地を開ける者にて、其主要の渓流は、滑川及び水無瀬川の二なり。其面積大約方一里にして、山麓其大半を占む。民家は雪之下、小町、大町の邊を中央の一區とし、西南に長谷、坂之下の一區あり、東南に亂橋、材木座の一區あり、其他は農戸漁家所々に散居す。

迂人遊行中　　服部　南郭

覇跡山川經略兮、衣冠客路自蓬蒿、將門三世荒臺月、
戎馬千年大海潮、何氏尚隨星斗沒、軍營空過鶴陵高、
壯遊知爾因懷古、惜慨悲真撫佩刀、

太宰春臺鎌倉賦、登高以游目兮、覽其土之蕪々、離々以覚故兮、穢々因芳香、秋日窮々草木寄落、鳥飛歸林、獸走于澤、登丘陵而彷徨兮、訪英雄於陳迹、欽其祠之翳然兮、從九皐之鳴鶴、馳道直乎如矢兮、步逍遙其何適、瞰海水以興感兮、諦盈虛於潮汐、

新記云、鎌倉の往昔、全盛の日を憶ふに、貞應二年海道記曰「此所の景趣は海あり山あり、水木たより有り、廣きにもあらず狹にもあらず、街衢のちまたは方々に通せり、實に此聚をなし郡をなす、郷里郊を論して、望みまづめつらしく、家を擇み賢を撰む、門棚しきみを並へて、地又賑へり、おゐおゐ歷覽すれば、東南の角一道は、舟檝の津、商賈の商人百族賑はひ、東西北の三方は、高卑の山屏の如くに立廻て所を餝れり」云々、初三代の際は大倉の館を幕府と唱へ、政所、公文所、問注所等ありて、國務を執行ふ、嘉祿元年、賴經此館を破却して、宇津宮辻に移す、又嘉禎二年、若宮大路に移せり、賴經より守邦親王迄、六代相承して居住ありしが、元弘の戰爭に兵燹に罹りて廢燼す、足利尊氏東國を管領するに及び、淨妙寺の邸宅にあり、（按するに、梅松論には、尊氏此時若宮大路、前將軍の舊館を營造して住せし由、定かに記したれど、其實詳ならず）其子孫關東管領たる數世、僉同所に在住して國政を執る、成氏が時享德三年沒落して、下總國古河に遁れし後、此第も亦廢燕せり、凡治亂の跡を尋ぬるに、賴朝權を鎌倉に秉し、號令四方に行はれしかども、若臣北條時政義時の輩に任せしより、子孫其職を襲きしかば、遂に廢立の事を恣にして、威權おのつから其一門に歸し、九世高時に至り、奢侈殊に甚しく、元弘三年五月新田義貞が爲に敗亡に及びけり、斯て足利尊氏再鎌倉を開き、庶子左兵衛督基氏を關東の管領として鎌倉に置かる、夫より左馬頭氏滿、左兵衛佐滿兼、左兵衛督持氏、相繼て管領たり、其後左馬頭成氏關東の主となるに至り、管事上杉右京亮憲忠と不和に及びしかば、享德四年六月、京都より討手として今川上總介範忠下向あり、成氏是が爲に沒落し、遂に武藏國菖蒲に遁れ、又下總國古河に移る、鎌倉大草紙曰、享德四年六月、成氏退治として、上總介範忠、京都の御教書を帶し、御旗を賜り、海道の御勢を引率し、鎌倉へ發向す、（中略）六月十六日、鎌倉へ亂入、御所を始として、谷七郷の神社佛閣を追捕して悉燒拂ふ、賴朝卿以後、北條九代の繁昌は、元弘の亂に滅亡し、尊氏公より成氏公の御代に至り、六代相續の財寶、此時皆燒亡して、永代鎌倉亡所となりて、田畑も荒果けり、云々、是よりして足利殿の威衰へ、東國は扇谷の上杉定政、山内の上杉顯定と、數年戰爭の街となれり　文龜の頃、宗祇此地に經歷して、其形狀を見聞しこと、終馬記に記せり、曰、鎌倉を一見せしに、右大將家のそのかみ、又九代の榮も、只目の前のこゝちして、鶴岡の渚の松雪下の蔓は、げに石清水にもたち勝るらんとぞ覺え侍る、山々のたゝすまひ、谷々島々、いはば筆の海も底見えつべし、爰に八九年がこのかた、山の内扇が谷鉾楯の事出來て、凡八箇國二方に別れて、道行人もたやすからずとは聞えし、云々、斯て後星霜を經て、いよいよ荒凉たる村落とはなりにけり、天文年間、宗牧が紀行に感慨の詠吟あり、曰、愛阿彌鎌倉より迎ひに來れり、嚮導して昔の跡など問ひ聞く程、暮方に成て着たり、云々、幻庵より多田など案内者とて加へられたれば、何方もおぼつかなからず、舊跡の旅寢其感あり、（中略）陸山藤太郎來たりて、一座の望の由、内儀申したり、殊に一向若年の熱心もさり難きことにて、例の發句「こと問ば花や

（可麻久頁山）

白雲代々の春」三代將軍九代の春も、花はかくこそは、圓覺寺の木末盛に見えたる、會景なればなり、云々。萬葉集、相摸歌に「たき木こる可麻久良山のこだる木を松となが いはゞこひつつやあらむ」とうたひ、鎌倉山の松は古より著はれたり」新編鎌倉志に、可麻久良山とは今鶴岡の大臣山なりとて、詞林采葉の文を引く、

昔大職冠鎌足、有宿願而參詣鹿島之時、當由井里、夜感靈夢、年來所持之鎌、埋大藏松岡、云々、彼鎌藥屋太郎太夫時忠、自文武天皇御宇、至聖武天皇神龜年中、居住鎌倉、爲東八箇國總追捕使、而鎭東夷、守國家、（新記云、時忠の事蹟、正史に所見なし、或は東大寺良辨僧正の父なりと云ふ、今郡中長谷村に時忠が亭蹟あり、且時忠剏建の寺院もあり、思ふに此地上古の豪族ならんか、總追捕使となると云ふ、又疑なきにしも非ず」其後平將軍貞盛孫、上總介直方、以鎌倉爲屋敷、爰鎭守府將軍兼伊豫守源頼義、任相摸國守下向之時、爲直方之聟、而生八幡太郎義家、讓鎌倉、以來源家相傳之地、去治承五年、右幕下奉崇八幡宮於鶴岡也、則鎌倉之將、扶都鄙之內、專武勇、以可奉守護帝都也、故天子稟天命、以正下制、將軍承王命、以守將道、然而此代々、皆以鎌倉爲根、云々、

鎌を埋むと云ふこと、語意の釋として穩和ならず、且鎌足東遊の事も疑ふべし、又中世の歌に、夫木抄、公任「忘草刈りつむばかりなりにけり跡もとゞめぬ鎌倉の山」、これは比叡山横川の鎌倉山の事とす、實方集「かさくもりなどか音せぬほとゝぎす鎌倉山に道やまどへる」、これも何地にや。○新記云、當郡の形狀、群峰周匝して、各秀を競ひたれば、特出のものなし、鎌倉山と云ふは、たゞ郡中の山嶺を斥して、廣く云へるなりけり、名所方角抄にも「全く惣名を云へるならんか、わきて星月夜の向ひなる、岡き山を鎌倉山なりと云へるは、いかゝなる山を記したれば、近く此頃も慥なる説はなかりしなり、ともかくも、一所を斥せる名目にはあらざるなり。

鎌倉の谷、其山稜の地、谷中の一區を指して谷ヤツと云ひ、大小の谷號ありて、相統屬す、[illegible]鎌倉とは、其語已に鎌谷の謂にして、其地勢の竈の形狀に似たれば、倉は鎌谷の義ありて、谷をクラと呼ぶこと、諸國に其例多し。和名抄に鎌を加萬と註し、[illegible]也と云ふ、後世[illegible]な知萬と云ふに訛れり、倉は和名抄[illegible]、谷倉の義に在て、又鎌倉にも其例なる[illegible]谷を、[illegible]と云ふは、古くの傳ふるに從ふべし（鎌倉志[illegible]）試あり、歎かあるなきな要す）吾妻日記抄に「今鎌倉、昔由谷之圓一村、爲[illegible]谷」とあり、谷名に谷七郷と云ひ、其て鎌倉郡中を總ぶる大數と爲す。一書に、鎌倉郡[illegible]次第を引き、谷七郷とは小坂、小林、葉山、[illegible]村、村岡、長尾、矢部の七郷なりと説くに從ふべし、谷七郷は谷中の谷を數へしならば、葉山、長尾、村岡、矢部の如きに及ぶべき理由なし。東鑑、元仁元年十二月の四角四境祭には「東六浦、南小坪、西稻村、北山内」[illegible]十二月の四角祭には「東六浦、西固瀬河、南小坪、北山内」と見えたりて、當時その四境以内を、[illegible]と見なしたるなり、此に東六浦と云ふは、六浦道の[illegible]、即ち朝比奈切通の[illegible]界を指すならん）[illegible]山村[illegible]等に見ゆ[illegible]

[illegible]昔にもたちこえざりし其の所の[illegible]さそふかくらやと、とも、

鎌倉門前の界等を思ふに、治承四年[illegible]に[illegible]、安達[illegible]九郎盛長、[illegible]に申して、皆此地に[illegible]を遂ぐ（東[illegible]日、治承四年[illegible]、盛長[illegible]、宮[illegible]御居所、[illegible]地、又[illegible]、速可令[illegible]給、[illegible]相[illegible]容等、[illegible]之由申也、是年十月六日、[illegible]遂に鎌倉に[illegible]（十月六日、[illegible]十[illegible]國、畠山次郎重忠爲先陣、千葉介常胤候御後、凡扈從軍士不知幾千萬、楚忽之間、未及營作御亭、以民屋被定御宿館）遂に十二月を以て新亭に移く。[illegible]て軍士には士民群集し、[illegible]邑と爲しければ、其民[illegible]に意を用ゐたり、今東鑑に見ゆるものを擧ぐれば、文治二年三月、[illegible]年三[illegible]、依[illegible]之旨、[illegible]中道路、云々、使[illegible]之、八月可[illegible]之旨、[illegible]東庄園等之[illegible]、[illegible]色等、行政從[illegible]、[illegible]七月、[illegible]、鎌倉中諸商人、可[illegible]、仁治元年十一月、[illegible]倉中[illegible]、[illegible]、寛元三年四月、鎌倉可[illegible]、[illegible]、今日被定佐渡中[illegible]人等、[illegible]、[illegible]條々、一[illegible]、一[illegible]出宅[illegible]於路事、一作斷[illegible]小[illegible]上事、一[illegible]夜行事、右以前[illegible]條、[illegible]可[illegible]也、六月鎌倉中民居、[illegible]人[illegible]、[illegible]若[illegible]之時者、就[illegible]面[illegible]、可[illegible]、寶治元年八月、仰[illegible]、[illegible]二年四月、[illegible]鎌倉中[illegible]、[illegible]之由、[illegible]建長二年三月、[illegible]、[illegible]之[illegible]名、道[illegible]田舍、[illegible]之由、云々、九月、鎌倉中[illegible]、可禁制沽酒之由、[illegible]人等、[illegible]、[illegible]長[illegible]、所註之[illegible]、[illegible]七千[illegible]百七十四[illegible]、云々、十月、沽酒禁制、[illegible]一[illegible]之、但可用[illegible]、[illegible]之[illegible]、可被處罪科之由、[illegible]下之、

[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]

坂之下

今[illegible]の[illegible]、[illegible]坂の下にして、[illegible]に[illegible]。[illegible]の西偏を占め、[illegible]松論

に南濱と云ふにも流る。稻瀬川は深澤に發し、南流此に至り、前濱に注入す。

星月夜（ホシヅキヨ）　鎌倉の名にして、星月谷（ホシノヤ）と云ふあり、其地陰森夜間の暗ければ、樹陰より星月夜の名起りしならんと、又星月夜の井は、今吉祥寺に見ゆ、中世より鎌倉山の枕詞に云へるは、（かつにかけたる縁語なり）今坂の下に星月夜の井と、一星臺あり、此邊の路傍に存す。甲陽軍鑑に星谷と云ふも、此を指せるに似たり。

今云ふ、星月夜の井は、極樂寺の切通へ上る坂の下に在り、里俗いふ、昔此井の中に星の影見えし故に名づく、後世宋方なる女一落したるより、其影見えず、前に星井寺虚空藏堂あり、其緣起に、古今中に、此井光あり、里民不思議に思ひ、是を汲むに、井の邊に虚空藏の像現し玉へりとあり、後撰河百首、常陸が歌「我獨鎌倉山を越え行けば星月夜こそうれしかりけれ」又法印堯恵が北國紀行に「極樂寺へ參る道にいと闇き山際に、星月夜と云所あり、昔此所に星御堂とて侍りきなど、古き僧の申侍りしかば、「今も猶星月夜こそのこらめすなき谷の闇の空」とあり、星の御堂とは此虚空藏堂のことなり[illegible]接、星井は北斗七星と同異如何、又十六の井にも一つなりとす[illegible]「星月夜」とあれど、すべて古書に星月夜の井と云ふ名目なし、近世鎌倉の十井の名をなめてより、あらぬる名も出でしのみ。星谷は、甲斐石水寺物語に「信玄公、昔二年の内に參内を遂げ、鎌倉を以て、都の異見仕、中常、開闢星の谷を通り鎌倉と名附、甲府は御隱居所也云々、なりしを指せるならん、されど當時都に聞にも星谷の名あ

佐介谷（サスケガヤツ）**稻荷社**　佐介谷の村家の間に在り、俗に稲荷部落と云ふ、鎌倉十五の一、（佐介谷の總鎭守。）銭洗五郎と稱するも、昔相違さた以て、往昔より相通じて分別せず。

林氏神社考云、權五郎社、在鎌倉、五郎寄是奥州之役、矢中左眼不拔矢七日、遂射殺其敵、今世患眼者、祈此社、有効云。（保元物語云、義朝白河殿夜討の條）大庭平太、同三郎景能名のりけるは、御先祖八幡殿、後三年の御合戰に、鳥海の城を落されし時、生年十六歳にて、右の眼を射させ、其矢を拔ずして、答の矢に敵を射て、名を後代に揚げ、今は神と祝はれたる、鎌倉權五郎景政に、五代の末葉にて候、云々。東鑑云、文治元年八月、御靈社鳴動、頗如地震、此事先々、怪之由、景能驚申之、仍二品參給之處、寶殿左右扉破訖、爲謝申之、被奉納御願書、通之上、以安倍資元奉幣、有御神樂之後、還御、又云、建久五年正月四日、甘縄宮、御奉幣、御参御靈社、

前濱（マヘハマ）　坂之下の海濱を云へることにて、往古は見ゆ。太平記には、ただ濱面の在家、云々、東鑑、建久五年十一月、於御靈前濱、有千番小笠懸」とあれば、御靈社の濱たること分明なり。

建保元年五月二日、[illegible]暁更、義盛違兵等矢竭、馬疲、退于前濱邊、三日於由比浦、並若宮大路、合戰移時、兇徒敗北之間、西實捨死僅等、[illegible]假屋於由比浦汀、取聚義盛以下首、貞應元年四月、近日、前濱腰越等浦々、於殺生禁斷、[illegible]管察之間、依彼常、於前濱、百餘首骸、[illegible]害に一曲師七郎左衞門尉行綱、元弘三年五月十八日、鎌倉合戰、片瀬、腰越、前濱與州居陣、教與殿、若[illegible]宗子合討死」と見ゆれば、すべて由比濱の別名と見做すも可なりし。また太平記に「義貞の勢は、稲村崎を經て、前濱の在家を焼拂ふ、云々、高時の家人諏訪長崎以下の輩、身命を捨て防戰ける程に、當日の濱の手で寄大館を、稻瀬河に於て討捕、其手引退て靈山の頂に陣を取る」云、ともあり、

稻瀬川（イナセ）　深澤の地に發し、大佛の裏傍を過ぎ、長谷の巷市を貫き、屈曲して坂之下（ミナセ）の東に於て海へ入る、長二十町許の小溪なり、古名水無瀬川。

東鑑、治承四年八月、三浦黨、於由比濱、與畠山次郎重忠、數刻挑戰退去。源平盛衰記曰、畠山次郎は五百余騎にて、由井濱、稻瀬河の耳に、赤旗を靡かる、云々。十月、御臺所入御鎌倉、其月自伊豆國阿岐戸郷、鎌倉到着給、依日次不宜、止宿稻瀬河邊民居、云々。元曆元年八月、參河守範頼進發、一千餘騎、武衞構御棧敷於稻瀬河邊、令見物之給、云々。また文治元年、二品稻瀬河邊に參向して、故首典職の首を奉迎することなと見えたり、太平記、義貞鎌倉攻入の時、前濱稻瀬河の東西に火をかけたれば、折節濱風はげしく吹き靡いて、車輪の如くなる炎、黑煙の中に飛散て、十町二十町が外、同時に二十餘箇所に及ぶ、云々。新田殿稻瀬物語に「京勢進みて鎌倉へ責入、鎌倉勢も兼ねて攻戰ひけるに、今はかうたな摂るより外は貧ありおなじと、稻瀬の東西、濱面の在家に、一度に火をぞかけたりける、折節浦風烈しく吹て、車輪の如くなる焔、黑煙の中に交りて、五十町が外へ飛散て、其に焼こと二十餘ヶ所」云々、太平記の詞異ず。

まかなしみきたれてにたへ、何座久良い[illegible]こまたれ
しまみのなせか。「萬葉」
あづま路の水無瀬川に清き[illegible]閑も見えずなしたれ
いころ二本木。　　　　後鳥羽院

是等に讀れたる稻瀬河と流れたる者として、文明中の北國紀行に、三浦の名所と云寺の磯の上に、常觀を傳り、夏におきなる岩を枕として、多くの波の音を聞明す、嶺生中になり、常覩にいささはれて、稻瀬川に消息して、鎌倉に至る、日暮て、みなの瀬川と云所に宿り侍り、是より三浦が崎にかへりて、文明の過る程なるに、常和と云、[illegible]に伴ひ、江島にまうで侍る、其暮風はげしく海あれて、又た明の浦へまた侍り、其夜も宿風雨やまず、たいまず三浦が崎の浪花さらでもあたの春の

夜、夢」云々とある、[illegible]名越により、その舊地に、[illegible]永三年十一月六日、[illegible]の安養院[illegible]、名越、[illegible]谷、[illegible]、二階堂の入、[illegible]一の大小名を[illegible]けり。

長谷

[illegible]し、鎌倉の諸部落中に最と稱せらる。長谷とは新[illegible]長谷[illegible]觀音[illegible]、[illegible]長谷に[illegible]

稲長谷寺

[illegible]するも、古書に此寺傺の徴證もなし。近世二貫文の寺[illegible]

光則寺

(宿屋)光則寺 長谷寺の北に隣る、[illegible]首の座に及ぶ時、弟子日朗、日心、[illegible]し、吾宅を捨てて日朗に附す、日朗が上籠とて、[illegible]の方の山上に在り。○日蓮化導記云、文永五戊辰、宿家[illegible]

吾妻鏡[illegible]日本[illegible]丁巳、八[illegible]、[illegible]

大佛

(深澤)大佛 [illegible]深なる小溪谷にして、猶北に深入すること八町、[illegible]作者[illegible]ヤと謂ふあるなりと推考せらる。[illegible]

浄泉寺

浄泉寺 [illegible]巨倉に[illegible]に據る、高三[illegible]、鎌倉第一の遺物とす。

[illegible]

倍 万 里

[illegible]

へ[illegible]金銅十丈餘の盧舎那佛たり、天竺震旦にもたぐひなき佛像とこそ聞ゆれ、此阿彌陀は八丈の御長なれば、か

の大佛のなかばよりもすゝめり、金銅木像のかはりめこそあれども、末代にとりては是も不思議といひつべし、

建長四年、改て金銅の佛を鑄る「建長四年、八月十七日、今日當彼岸第七日、深澤里奉鑄始金銅八丈釋迦如來像」按するに是宗尊親王の時にして、今の銅佛是なりと云ふ、或曰、此銅像も何頃にや亡失し、今の大佛は盧遮那佛なり、此佛を改め造りし來由は詳ならずと、今何れか是なるを知らず、暫く異同を注して考證に備ふ、建武二年八月、軍兵堂内に逃入て大風を避けるに、棟梁折て是が爲に壓せられて死する者五百餘人とぞ、太平記に見ゆ、(鎌倉九代後記曰、應安二年九月二日、大風、鎌倉大佛殿顚倒、明應四年八月、由井濱の海水激奔して、又佛殿破壞に及べり、鎌倉大日記曰、明應四年八月十五日、洪水、由比濱海水激揚して、大佛の堂を破る)其後はただ礎石のみを存して、佛像は露座せり、梅花無盡藏にも露座の狀を詠せし詩あり、往時は建長寺の所管なりしと傳ふるが、近世正德の比、江戸増上寺の祐天和尚、大佛堂再興の志ありて、先別當坊を建つ、(大佛別當と云ふは、日蓮注畫讃にも見えたれど、其名を傳へず)是より淨家の僧侶住持す。(新記)

甘繩(アマナハ)

又海士繩(アマナハ)に作る、今長谷の東、大佛の東南なる御輿(ミコシ)嶽(東鑑、仁治二年、甘繩山と見ゆる者是也)の邊を云ふ、山腹に甘繩明神の祠あり、東北の谷を無量寺谷と云ふ。

東鑑云、文治二年正月二日、二品幷御臺所、御參甘繩神明宮、以還御向便路、入御藤九郎盛長家、建久五年正月、甘繩宮、御靈社御奉幣、入田右衞門尉知家、爲御使、六月、將軍家御參甘繩宮、是伊勢別宮也。〇新記云、甘繩山王社は、大佛陸奧守貞直が勸請と云ふ、按するに、東鑑建保三年の條に、甘繩神明、幷日吉別宮等に參詣せしめ、還路の次安達右衞門尉景盛が家に入御ありと見ゆ、景盛が亭跡神明社の東にあり、さては日吉の別宮と云も當社なるべし、されど大佛貞直が勸請と云ふに合期せず、貞直は北條陸奧守宣時が三男、長崎公[illegible]が子なり、思ふに社は古くより此に在て、貞直が再興勸請せしなるべし。

魚町(ウヲマチ)

(魚町)

甘繩の町なりしごとし、東鑑、文永九年、鎌倉九所の町屋の一にして、柄木文書「元德二年、かまくら、あまなは、魚町、東頭地一圓事」とあるにて、之を識るべし。之に加ふるに、東鑑、建長三年鎌倉の町々を擧げられし、名目の中に、乘和と云ふはアマハワとよみ、(乘、和、古俗相通しアマの訓あり)即甘繩魚町を指せるに外ならず。武藏小路に連接せる街衢ならんも、今にして其遺址を詳にし難し。

(乘和)

武藏大路(ムサシオホヂ)

又長谷(ハセ)小路と云ひ、長谷大佛より東、若宮大路の二ノ鳥居に至り、大町、米町に至る巷を指す、昔は士民の邸宅のありし地なるべきも、近世は全く荒廢して、空野に一徑を遺すのみなりしが、今代に及び、家宅も路邊に散在し、稍一巷を爲す。文永二年、鎌倉九所町屋の一を、武藏大路下とす。

東鑑、養和元年九月、桐生六郎、持參足利俊綱之首、先自武藏大路、立使者申案内、云々、建保元年、五月三日辰刻、曾我中村二宮河村之黨、如雲騷如蜂起、各陣于武藏大路、及稻村崎邊、云々。

由比濱(ユヒガハマ)

鎌倉の南、海汀の總名なれども、殊には稻瀨川の東なる沙丘、滑川河口の西を由比濱と云ひ、鶴岡八幡宮の大路より、西南に直走する一徑此に達す。大鳥居あり、東鑑「仁治二年四月三日、南風、由比浦大鳥居内拜殿、被引潮流失、著岸船十餘艘破損、弘長三年八月十四日、自朝天陰雨降、雷鳴數聲、則南風烈、雨脚彌甚、午剋大風拔樹、民居大略無全所、由比濱著岸船數十艘、破損漂沒、廿七日申剋以後、風雨、入夜大風、由比浦船舶沒、彼死人寄汀、彼是不可勝計」と云へり、今汀際を去る五六町、高[illegible]面十米突許に位置す。此大鳥居の東を辻町の濱と云ひ、昔日八幡の舊址あり、即源賴義の勸請せる故跡にて、鶴岡下宮の舊址とす

(湯井濱)

俗說、此浦濱古今の地勢を傳ふれど、頗る大に失ふ。

遊相記事云、鶴八幡前、望樓門御階、一路如壟、直走由北濱、濤色射鬪、可想浙江樓也、夾路種松、距濤三里、其間昔置三華表、其一今在濤中、退潮之時、時見其礎云、陵谷變遷、理或然也。

新志云、由比浦大鳥居より波打際まで五町あり、此濱邊東は飯島、西は靈山崎、其間二十三四町あり、或は由井、由居に作る。新記云、由比濱、東鑑或は前濱とも記せり、坂之下村靈山崎より、材木座村飯島に至る迄の海瀨を云ふ、東鑑、治承四年十月の條に「伊豫守賴義、有丹祈之旨、康平六年八月、潛勸請石淸水、建瑞籬於當國由比郷」と載たり、由比若宮の舊跡、今辻町にあり、又詞林采葉抄に大藏法橋是智廣ありて鹿島參詣の時由比里に宿せる由記す)建久二年正月、伊豆箱根二所精進として、右幕下濱邊に出て潮に浴す、此儀恒例となり、二所參詣の度々、世々の將軍必爰に浴向あり。

貞應海道記云、湯井濱(ユヰガハマ)に落着ぬ、暫休みて、此所をみれば、數百艘の舟ども綱をくさりて、大津のうらに似たり、千萬宇の宅軒をならべて、大淀のわたりに異ならず、御靈の鳥居の前に日をくらして後、若宮大路より宮所につきぬ。(御靈の鳥居とは、坂之下の前濱なるべし)〇新志云、由比濱大鳥居の東南に、昔閻魔堂あり、建長寺に屬し、寺領三貫文を分配す、其寺蹟を閻魔堂と云ひ、建長二年の造立とぞ、閻王像の腹中に記文一紙ありて、永正十七年再興のよしを云へり、鎌倉年中行事曰、七月十六日、濱の新居閻王寺、應永大亂の時、亡魂御弔のため修法あり、

云々。〕新記云、新居閻魔堂、今由比濱小坂の南邊に移せり、鎌倉志に、由比濱に在りたれど、その後に移せるなり。〔明治三十年、由比濱に道を開くとて、古塚を穿ちて、土偶を得たり、塚をツカと稱し、長谷橋より西南、飢渇畠の四辻より稍西南にて、光明院の背にあたる、土偶三軀、土馬一軀を得しなれど、破碎して完からず、而も頭髮の結ひ、顏面の容ち、耳環、曲玉の頸飾り、手腕の釧環、腰帶、弦袋、及び馬に鈴鏡を附けて、輪鐙をさげ、鞍を負はせたるなど、考古の益多かりしとぞ「人類學會雜志、考古學會雜志」〕

琵琶橋〔ビハ〕 滑石の末、二之鳥居と大鳥居の中間、長谷橋の流れの末に架す、[illegible]なる小橋とす、此邊を琵琶小路とも云へりと。

湖中弔古此驛傳、霸業遷變建久年、行到琵琶橋上望、依然海岸樹參天、　南　部

琵琶橋の北に、大町辻、米町口より長谷[illegible]大路と通ふ一街ありて、此に下の下馬橋あり、滑石を橫斷すれば、神前を憚りて下馬せるを故例とす、(橫大路にも、二之鳥居にも、下馬橋あり)日蓮注畫讃に、若宮小路(滑石)の下馬橋と云ふは此なり、日、鶴岡以下數百人武士等、來名越小巷、搦取聖人、日中渡小路、由若宮小路下馬橋邊、下馬向鶴岡、高聲唱日、八幡大菩薩、實神武、日蓮日本第一法華經行者也、云々。〔新記云、下馬橋、西行橋の下流にて、琵琶橋に近し、東鑑曰、建保元年五月二日、義盛潛退于前濱邊、卽匠作相模守等、警固中下馬橋給、云々、仁治二年十一月、若宮大路、下々馬橋邊騷動。建長四年四月、將軍自稻村崎、經由比濱鳥居西、到下馬橋、相模禪門、前後供奉人、各下馬、中下馬橋東行、經小町口云々、畠山六郎重保石塔とて、琵琶橋の南方路傍にあり、石檎にて〔明德五年霜月三日大願主道友〕と彫れり、重保は六郎重忠の長子なり、元久二年六月、由比濱の邊にて誅せらる、文明十八年十月、萬里[illegible]畠山塔を過りし事、梅花無盡藏に見えたり「[illegible]也石於由嶺、指六郎之五輪於路傍」云々。

裁許橋〔サイキヨ〕 由比濱大鳥居北四五町、扇谷今小路の南にして、佐介谷より出づる小流に架す。

新志云、此裁許橋は若宮小路の南、天狗堂山の東に在り、俗說に、此は鎌倉府の決斷所ありし所也、故に名づくと、東鑑、正治元年、問注所を郭外に建てられ、二年念佛僧を禁斷し、比企某仰を承て政所橋の邊に行き向ひ、袈裟を剝取ると云ひ、又和田合戰の時、政所の前橋に、足利義氏朝比奈義秀と逢ふことを載す、此裁許橋も其方角に當れば、問注所の故跡ならんか、又は其後の世の事か、或は西行に作り、西行法師徘徊の地なりと云ふ。

佐介谷〔サスケガヤツ〕 由比濱長谷辻の西北なる一山谷にして、大佛、甘繩の東に當り、南北八町許、其北は[illegible]氏山、佐竹氏を以て扇谷に隣る、佐介[illegible]に近し、北條氏の時、[illegible]房[illegible]長子、[illegible]は佐介氏と稱したり、[illegible]此に居宅すれば也、又上杉憲定、憲基父子も此に居住せり。

新志云、佐介の谷は今の內なり、其內に又谷々多し、上總介、千葉介、三浦介共に此に居住せり、故に三介が谷と云ふと說けど據なし、古書には佐介とはあれ、又谷と唱へず、今は谷と云ふ、東鑑、寬元四年、[illegible]時盛（入道[illegible]）が佐介の第、[illegible]のこと見ゆ、太平記に天狗堂谷戰のことあり、長谷小路より佐介谷へ入る右手の山の崎を、天狗堂のありし地とす、又[illegible]建長二年十二月、相州時賴室[illegible]の御願として、七觀音堂[illegible]前に修法あり、又[illegible]西方の谷に七觀音堂址あり、是は同書、元久元年十二月、尼御臺所の御願として、七觀音の像を[illegible]せらるとある、此觀像安置の堂なりし歟、佐介谷入口東南の道に藥師堂ありしと云、東鑑、正嘉二年正月、秋田城介泰盛が甘繩の宅より出火、南風頻に吹き、藥師堂の後の山を越て、[illegible]する由見ゆ、鎌倉大草子には、禪秀亂の時、藥師堂長へは結城彈正二百餘騎にて向ふと云ふ、皆是なり、又云、鎌倉大日記に、建長三年、平經時菩提の爲に、佐介に於て蓮華寺建立、住持良忠とあり、今谷に光明寺趾と云ふ所是也、蓮華寺のち光明寺と改め、良忠を佐介上人とも號す（此寺村木座に移され、今に盛大なり）新記云、法華寺址は佐介谷にあり、鎌倉志に法住寺谷は無量寺谷の南なりと載す、今法住寺の名別に傳へなければ、此地なるべし、北斗堂跡も同所にあり、東鑑、「弘長三年、甘繩有火事、北斗堂邊民屋多燒亡」此地計ると注するに、其遺趾なるを詳にすべし。

(天狗堂山)

國淸寺址〔コクシヤウジ〕 佐介谷なる[illegible]之內と云ふ地是なり、昔上杉[illegible]、其寺其後改めて[illegible]と稱し、實[illegible]の[illegible]の名を以て呼ばれし者、而も寺中[illegible]を修し、其[illegible]入道[illegible]と稱し、[illegible]佐介亭に公方を奉じたり、卽當[illegible]の[illegible]門と共に[illegible]上杉氏の遺址也。

新志云、佐介に寺の內と云ふ所あり、國淸寺の跡なり、其寺初め伊豆國に在りて、上杉憲顯を葬りし寺なるが、其[illegible]の時、此に移したり、[illegible]亂の時、持氏は佐介の上[illegible]、[illegible]手の兵[illegible]、國淸寺へ火を掛ければ、佐介の亭に燒かかると、[illegible]草紙に見ゆ、[illegible]今伊豆國に國淸寺在り。[illegible]鎌倉管領九代記云、[illegible]方は、すでに持氏御所を落て佐介の亭に入給ふと聞て、人數を點檢するに、七千餘騎なり、應永二十三年、十月四日の夜の刻に、佐介の亭に押寄ると聞えしかば、上杉[illegible]、さらば[illegible]口に人數を出して防ぐべしとて、方々の手分をそいたしける、濱面

法界門へは長尾出雲守入道昌従二百餘騎、上杉安房守憲基が手、百騎をさしそへて向らる、泊土縄小路へは佐竹左馬助義憲二百七十餘騎にて向はる、薬師堂面へは結城弾正少弼に百餘騎にて向らる、無量寺口へは上杉憲光が男藏人憲長百七十騎にて馳向ふ、氣生坂へは三浦介手勢五百騎、相州在々の國衆者五十騎を率してかけ向ふ、扇が谷へは上杉弾正少弼氏定同男治部少輔持定四百五十騎にてかためたり、甘縄堂諸陣は五百餘騎にて寶壽院を打出、若宮小路に陣を張り、千葉介助の兵共は米町面に陣をとる、佐竹上総入道同子刑部大輔は濱の大鳥居より極楽寺口に押よせたり、大將入道方が陣には一千七百餘騎、鳥居の外より段々に東に向ひて陣をとる、同六日の巳の剋に、方が軍兵共五百餘騎六本松に押よせ、上杉霜臺四百五十餘騎にて扇谷より出て、岩松滿川が兵と相たゝかふ、上杉方終に氣生坂をば責破られ、無量寺口に引しりぞき、岩松滿川が兵円滿寺に火をかけゝれば、味方の諸軍煙にむせび、右往左往に落ち行たり、餘黨四方に滿て、佐介の亭に燃かゝる、左馬頭殿は後の小門より出て、極樂寺に退きき、扇瀬、腰越の汀を經て、相州小田原に落給ふ。

無量寺谷（ムリヤウジガヤツ）

佐介谷の東、源氏山の南麓にあたる一谷なれど、淺少なり、扇谷今小路の末の西方に望むべし、○新志云、龜谷壽福寺の西（西南）に無量寺谷あり、此寺は東鑑に、文永二年六月、故秋田城介義景、十三年佛事を無量壽院に修すとしるさるるもの是也、鎌倉九代記に、禪秀亂の時、佐介谷の御所方より、上杉藏人憲長、百七十騎にて無量寺口へ向ふとあり、又此谷の南をば法住寺谷と云ひ、律院の址とす。

佐佐目谷（ササメ）

舊記云、佐目ヶ谷は西方にあり、古は佐々日（日谷）に作る）佐々目ヶ谷の内なりと云ふ、東鑑曰、寛元四年閏四月二日、禪室奉葬佐々目山麓、云々、寶治元年五月、御臺所逝化、是故修理亮時氏之息女、左親衛乙妹也、奉送于佐々目谷、故武州禪室經時墳墓之傍也、建長三年二月十日、甘縄邊燒亡、自戌尅到子之一點不止、東若宮大路、南由比濱、北中下馬橋、西佐々目谷也、

扇谷（アフギガヤツ）

今鎌倉町の大字とす、佐介谷の東北に隣り、雪之下の西とす。北方山内谷に通ずる坂路を、龜谷坂と云ふ、本來此扇谷は總名龜谷（カメガヤツ）の中なりしが、扇谷在住の上杉定正、家名を揚げしより、其名大に顯れ、遂に龜谷に代りて總名と爲る。

新記云、扇谷とは、此地飯盛山の下に、扇の井と稱する清泉あれば、やがて是にもとづけるならん、此邊古は總て龜谷と唱へ、扇谷は其中なる一所の小名なり、按するに東鑑扇谷の地名所見なし、されど管領上杉定正等に住し、世に扇谷殿と稱せられしより、龜谷の唱は漸く廢れ、專扇谷と稱へならへるなり、元弘三年、新田義貞鎌倉に攻入し時、此にて合戰の事、太平記に見ゆ、曰く、五月廿一日、長崎三郎左衛門入道思元、子息勘解由左衛門爲基二人は、極樂寺の切通へ向ひて、責め入る敵を支へて防きけるが、敵の鬨の聲已に小町口に聞えて、鎌倉殿の御屋形に火かゝりぬと見えしかば、小町口へぞ向ひける、斯る處に、天狗堂と扇が谷に軍ありと見えければ、長崎父子左右へ別れて馳せ向、今日を限と戰ひしが、廿一日の合戰に、由井が濱の大勢を東西南北にかけ散し、敵味方の目を驚し、其後は生死を知らずなりにけり、○永享記云、永享十年十一月一日、三浦介時高を大將にて、二階堂の人々、持朝の被官、一味同心して、大藏の御所へ押寄ける、折節警固の兵少なければ、案内は知りたり、大庭へ亂入る、御所方の人々若公をば扇が谷へ奉落、云云

回國雜記曰、扇ヶ谷にて、秋だにもいとひし風を折しもあれ扇が谷は名さへすさまし、うつし繪の扇が谷やこれならん月は富士の根。

新記云、扇谷村の住人、鍛工綱右衛門は、正宗より五代廣正以來當所に住し、近世は中興綱廣より以後綱廣を通稱とす、御分國以後は江戸より太刀等の製造を仰せられ、今に給地あり、永祿役帳にも綱廣鍛冶十九貫文の給田ありしと見えたり。○永祿役帳の職人給の内に、鍛冶の外大工十六貫文、結桶師三貫文、塗師五貫文、唐紙二十貫文など、鎌倉に業を職りし者あり、皆故有の遺工なるべし。又佛師、塗師等の名工ありしことも、諸書に散見す。○貿易備考云、昔鎌倉府を鎌倉に開くに及んで、諸工人此に集まる、其製する所の器物中、或は彫木器を出す、其文は即牡丹、梅花、葉、鉢形、雲形等を彫り、先づ黑漆を施し、其上更に朱漆を塗して、裝飾せしものなり、器の内面は皆黑漆なり、後世之を鎌倉彫と曰ふ、其製粗にして雅致あり。

扇谷館址（アフギガヤツ）

上杉氏の一族伊豫守顯定、始めて扇谷に居る、其子彈正少弼氏定は、應永二十三年の亂に、藤澤道場へ走りて死す、乃山内上杉より庶族持定の子持朝を迎へ、扇谷の遺跡を相續せしむ、故に修理大夫持朝（入道道朝）を以て扇谷殿の中興とす　公方成氏の鎌倉に歸るや、持朝遁けて武州河越城へ去る、其子は顯房、朝昌、定正等數人あり、顯房家を繼ぎしが子なし、定政立つ、初めて管領職と爲り、山内家と並稱せられし扇谷殿といふ、又子なし、朝昌の子朝良繼く、朝良の時、嫡家山内顯定と相爭ひ、出て武州河越並に江戸等に居る、されば扇谷上杉は持朝、定正の時、家臣太田道灌父子の力に因り勃興したるにて、持朝以前には家聲頗微なり。○鎌倉志云、扇谷村壽福寺の東南に、華光院とて眞言寺あり、其前は上杉定政の舊宅とし、今は畑なれど、専扇谷屋敷と呼ぶ。鎌倉九代記云、上杉修理大夫持朝が末子、修理大夫定正は、享德年中より、扇谷に居住せられ、成氏の御子息、政氏

なた兵衛督に補任せしめて、鎌倉の公方として、政道を執行れしめ給ひ、関東しばらくしづかなり、云々、明徳二年十月に卒せり。

今小路（イマコウヂ） 扇谷の谷口より南に馳せ、裁許橋に至る街衢の名なるべし、今は寿福寺の門前の南を云ふ、

新志云、寿福寺の前の石橋を勝橋と云ひ、此より南を今小路と云ふ、橋の南に北条屋敷あり、北に[illegible]（ヤイ）処稲荷と、小祠あり、一書云、[illegible]の跡にて、足利尊氏の臣饗庭命鶴丸の宅址なりと）此辺に[illegible]宅址とつたふるものもあり、[illegible]は今小路にして、寿福寺の[illegible]方に方る、結城一貫文を借せらる、[illegible]の東の畠中に入丸塚とて、悪七兵衛景清が女の墓とつたふる者あり、又[illegible]の東南の畠を尊氏屋敷と云ふ、是は東鑑「仁治四年正月、足利大夫判官義氏亭」とあれば、尊氏先祖よりの邸址ならん、○古記云、鎌倉の足利屋敷跡は、[illegible]寺の南方、白田[illegible]を云ふ、上杉は尊氏の居跡と傳ふれど、其地は足利大夫判官義氏の居跡なるべし、尊氏は義氏の子にし、[illegible]門跡、是宗家に[illegible]す、尊[illegible]祝髪して蓮阿と號せり。

(谷龜)

壽福寺（ジュフク） 扇谷源氏山の下にして、[illegible]、鎌倉五山第三にして、殊に源家の旧跡なれど、近世衰微し、僅に僧舎を存くのみ。建長[illegible]年鎌倉八所の町屋[illegible]谷辻と云ふ、又寿福寺門前の辺云ふ、

新志云、岩屋小路の内を亀谷と云ふ、源氏山の[illegible]、又は亀谷山と云ふ、亀谷の中[illegible]、扇谷、[illegible]谷、泉谷等と皆此亀谷の内なり、[illegible]山金[illegible]、開山は千光国師[illegible]、[illegible]、[illegible]
[illegible]治四年十月六日、武衛（頼朝）[illegible]、[illegible]
[illegible]、[illegible]、
[illegible]之間、宋及營作沙汰、以民屋被御宿館、云々、七日
[illegible]八幡宮給、[illegible]

[illegible]給、以[illegible]、可被建伽藍之由、雖有其沙汰、地形狭少、又[illegible]、[illegible]、仍被寄其地」云々とある古跡とす、其後[illegible]の時、故左典厩の旧宅を此に寄し、栄西律師を開かれたり、爾本寺の開山とす、五山を定めらるるに及び、第三に班し、近世寺領八貫五百文。

寿福寺、請[illegible]、[illegible]、
東[illegible]門第一区、千光[illegible]、[illegible]、
守得維持[illegible]多、

東鑑云、正治二年閏二月、尼[illegible]、[illegible]建立伽藍、被點出土屋次郎義清亀谷之地、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]
[illegible]

[illegible]

（窟證）

[illegible]、後十年、由建長[illegible]、[illegible]、結明聖議、正應二年[illegible]、[illegible]塔、云々。○新記云、實朝（ジンイヘイヤ）は寿福寺の後背、山麓にあり、土俗ヱカヤヤグラともカラクサヤグラとも云ふ、岩窟を一丈四方程に掘り、窟内に牡丹唐草を彫刻にて[illegible]、[illegible]したり、窟中に石塔二基あり、一は實朝の塔と傳へ、一は二位禪尼の塔と云ふ、東鑑に據るに、實朝寺ありし後、勝長壽院に葬ると見ゆ、こゝは當寺開山の[illegible]、二[illegible]、みな[illegible]歸依の僧なれば、此にも其[illegible]に建しもいか。

英勝寺（エイショウ） 寿福寺の北隣、東光山と號し、淨土宗、[illegible]、太田英勝尼の[illegible]を此に置き、[illegible]を建て、水戸侯の息女[illegible]入寺住職し、三浦郡逗子村四百二十石の朱印を給せられ、[illegible]なり、英勝尼は太田新六郎康資の女にして徳川家康公に侍し、水戸侯頼房の准母たり。此寺地は故太田道灌の宅址とも説く、太田氏は元扇谷上杉の被官家老にて、後小田原[illegible]の麾下に移る、康資の長子重政、江戸幕府に出仕し、資政の子備中守資宗（入道[illegible]）元和、寛永の際に[illegible]し、遂に封侯に列す。英勝院夫人は、並びに[illegible]の内にあり、[illegible]、太夫人[illegible]

[illegible]、太田氏、[illegible]、[illegible]、[illegible]、
景女也、太夫人[illegible]、侍[illegible]、[illegible]、
[illegible]一女、[illegible]、[illegible]、[illegible]、
[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、
[illegible]公治[illegible]、[illegible]、常侍[illegible]、[illegible]十一[illegible]、
[illegible]、[illegible]、[illegible]、
為比丘尼、號玉峯清因、住持此寺、乃是太夫人高祖、左衛門大夫道灌之[illegible]、[illegible]、十[illegible]年、[illegible]
[illegible]、[illegible]、十八[illegible]、太夫人[illegible]、[illegible]、[illegible]
光之[illegible]、[illegible]、同年八月[illegible]、[illegible]十[illegible]、[illegible]
公[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]
[illegible]、可[illegible]後之栄、[illegible]、[illegible]源[illegible]

源氏山（ゲンジヤマ）　高九十二米突、扇谷の背後とす。新志云、詞林采葉抄に、亀谷の山は鎌倉中央、第一の勝地なり、此山をば旗立山、又御旗山と云ふと、又武庫山とも云ふ、義堂和尚の詩に「一峰如鎗也嶺如戟、好與君臣鎮不亡」の句あり、鎌倉九代記に源氏山とは、八幡太郎義家奥州征伐のため下り、此山に旗立てたまへり、云々。

泉谷（イヅミガヤツ）　扇谷の一支谷にして、英勝寺の東北、岩屋山の麓にあたる、小壺坂は此谷の東北の嶺を横絶す。新志云、英勝寺の東北の谷を泉谷と云ふ、東鑑「建長四年五月、右兵衞督教定の泉谷亭を壊たれ、將軍家御方違の本所と爲す、新造の儀あるべきに依て也、六月御所の事始也、七月八日泉谷亭に入御、日来の新造也、九日亀谷より還御」云々、亭跡今知れず。

淨光明寺（ジャククワウミヤウジ）　泉谷に在り、泉谷山と號し、建長三年辛亥、平長時の建立也。東鑑、文永二年五月、故武州（長時）一門卿相、於泉谷新造堂佛事、導師若宮僧正隆弁」云々、近世は八宗兼學の僧院にて、四貫八百文の寺領をつたへたり、塔頭慈恩院の本尊を矢拾（ヤヒロヒ）地藏と稱し、足利直冬の守佛と説く、寺背西北の谷を藤谷、法泉寺谷とす。○建武元年十二月、官軍の大將義貞、伊豆の府にしばらく逗留し給ひければ、義貞の御陣に降參する者も少からず、尊氏は淨光明寺に居給ひ、遁世せばやなど聞えしをば、直義さまざまにこしらへける程に、尊氏もまた新田殿と死生を決せむと思ひ定められ、十二日の午刻ばかり箱根竹下に出戰ふ、云々。「南山巡狩錄、太平記」

寺文、淨光明寺、相模國金目郷半分地頭職事、右尊氏、夫吉三論法相等四宗者、大乘之中爲大乘、實理之上最實理也、是以爲增國家福祐之大本、爲弘法界平等之善根、首撰此會之會場、特爲嘗勤讀之淨侶、罪以當村充其料所、縡雖微輕、志其深切、仰願三寶、哀納寸丹、仍爲寄進、如件、曆應元年十二月十三日、左兵衞督源朝臣（華押）

相模國淨光明寺、爲御祈願所、可被致御祈禱之状」、依御氣色執達如件、元弘三年十二月廿日、知仙上人御房、散位（華押）

冷泉爲相墓は淨光明寺網引地藏堂の後、山頂にあり、五輪塔なり（高五尺五寸）月崖寺殿玄國昌久と刻す、爲相倭歌所の事により、兄爲氏と爭論ありて、遂に阿佛と共に鎌倉へ下り、遂に此地にて終れりと云ふ、名所倭歌物語曰、爲相卿都にありて、舍兄爲氏卿と倭歌所の事を相論あり、されども埒々なれば、沙汰には爲氏理勝給ひ、爲相卿は都を捨て、鎌倉へ下り、倭歌の宗をあらため、冷泉家と號し、武家の宗匠などといはれ、二條家冷泉家と、二家に分て歌の道樣有とかや、爲相卿藤谷（フヂガヤツ）に居住し給へば、藤谷殿とぞ申ける、當所に百首の詠あり、是を藤谷百首と號し、皆人もてあつかひ給ふ、建治二年、鎌倉藤谷において、爲相卿木式目流作あり、阿佛尼の墓所、爲相の石塔、今に殘て見えたり「新記」

（藤谷）

法泉寺谷（ホウセンジ）　新記云、御前谷東を法泉寺谷と云ひ、今白田とす、此寺は竹園山と稱し、關東十刹の一に列し、開山は素安和尚、畠山國清其德を慕ひ、當寺を創建し、安を延きて第一祖とし、天文十六年、大道寺駿河守盛昌（小田原殿の臣）敷地寄附の事ありしが、其後何の頃にか廢絶す。○新志云、今里人は藤谷の前、英勝寺の後を特に扇谷と云ひ、岩を扇の地紙により内より清泉涌出で、之を扇の井と呼ぶ、法泉寺址在り、按に、諸器之寶、首領高遷、數上々機何也、建長首座、當寺住持、了堂素安、禪師、掛已時、以寄之、前寺相内承く、金山清拙正澄、遂留之於旧、山竹園、寺法泉、（中略）元亨庚午、元德二年、此鐘、材木座村光明寺にありと、鎌倉志に載すれど、今復失へり。

亀谷坂（カメガヤツ）　扇谷より山内へ越ゆる坂路なり、今鐵道隧洞は此坂路の西方を經由す。

寺山法水菩提場、昔日挂錫行且吟、窓下翁門華表古、雲歸龜谷樹陰深、地形磊落英雄跡、兵氣□□佛高心、父老幸能談故事、幾人回首又披襟、　春臺

海藏寺（カイザウジ）　扇谷（亀谷）の西塊の極限に居り、山内淨智寺と峰を隔てて相表裡す。此寺は臨濟宗にて、開山源翁和尚、近世は建長寺々領の内、一貫二百文を附せられたり、門前に底拔井と云ふ泉井あり。○新記云、建長寺の西來庵の鐘は、扇谷海藏寺の物にて、彼寺大檀那、上杉彈正少弼氏定（入道常繼）が勸進なり、應永二十二年十一月鑄造の銘あり「相州扇谷山海藏寺、常住寶、勸進聖正南上座、大檀那常繼、應永念二年十一月」又二十五條袈裟一頂、裏に佛超禪師空外叟の七字あり、朱にて書し、下に華押を墨にて書す、空外は源翁の號なり、又「武州多東郡、天士淨庭居士檀那也、至德乙丑、二月念五日」と朱書す。

假粧坂（ケハヒ）（氣生坂）　扇谷より西、藥師堂谷に出づる坂路にして、源氏山の西北佐介谷の北なる小嶺とす、鎌倉大草紙には氣生（ケハヘ）に作る、蓋木生（キハヘ）の義なるべし。新志云、假粧は又形勢に作る、扇谷より西の方へ行く坂なり、往還の道なれど、東鑑には見えず、太平記に、新田義貞の大軍五十萬騎、假粧坂より寄するとあり、大草子に禪秀亂の時、佐介谷に居られし御所方より、氣生坂へ三浦の人々を差向けらるとあり、又六本松、大草紙に見ゆ、假粧坂の上に今一本松あるは、昔六本松なりしと里人云ふ、禪秀亂の時、御所方の人々爰を先途と防き戰へり。○氣生坂を葛原（クズハラ）岡とも云へり、太平記なる、新田勢亂入の事を、梅松論に葛原合戰と云ふ、曰「陸奧守貞通は中の通の大將として、葛原に於て相戰、是も寄手の軍侶、手繁く戰ける程に、長崎山城左衞門以下、數輩討死しける程に、又討負て引退く」云々。

梅谷（ウメガヤツ）　新志云、假粧坂の下なる、北の谷を梅ヶ谷と云ひ、

昔より今において、[illegible]古梅の[illegible]
来往の人も足をとどめしかば、おのつから梅谷と呼びな
[illegible]
冬かれの木立淋しさうめがやつもみちも花も面影でな
き〔回國雜記〕
一書に、梅が谷を以て、歌名所の綴喜の原に引きつけし
は、信ずべからず、[illegible]

葛原岡（クズハラガヲカ）

[illegible]
元弘二年、[illegible]
[illegible]
からず、近日に鎌倉中にて斬捧るべしとぞ定られける、
[illegible]
二郎[illegible]高門[illegible]て、[illegible]
し給へり、云々。

鶴岡（ツルガヲカ）

（大臣山）（小林）

[illegible]ユキノシタ[illegible]
岡、古箇に鶴岳に作る者多し。
[illegible]
見ゆ、されば新風土記に「今の鶴岡下宮の地にて、[illegible]
不可歴舉。

[illegible]
の頃、又松ヶ岡の名著見し、松ヶ岡八幡宮別當職補任、
[illegible]
小田原記に見えたり。また古へ此地を雲井嶺とも唱へし
[illegible]

鶴岳八幡宮（ツルガヲカハチマングウ）

[illegible]
ある。此廟、鎌倉幕府の崇敬して、武家の守護神と爲せる
[illegible]
宮柱ふとしきたてて萬代に今ぞ榮えんかまくらの里、
[illegible]
今八幡社收藏の寶器最多し、刀劍を推して第一とす、源
氏、小田原氏、徳川氏、歷代奉獻の名品なれば也。其他
[illegible]

（鶴岡若宮）

節、宅仁登奕之言、本社者後冷泉院御宇、伊豫守源朝臣賴義、奉勅、追討安倍貞任之時、有丹祈之旨、康平六年秋八月、潛勸請石淸水、建瑞籬於當國由比郷、永保元年二月、陸奥守同朝臣義家、加修復、今又奉遷小林郷、致蘋蘩禮奠」云々、「十六日、於鶴岳若宮、被始長日勤行」云々、ともありて、小林郷に移されて後も鶴岳廟と云ふ、其實は此地は松岡（マツガヲカ）なりとぞ、又建久二年松岡の地主稻荷神を、西の丸山に遷して、八幡の上宮を建て、治承の時の廟を下宮と云ふ、委細は鶴岡社務次第に見えたり、小田原役帳、社領二百五十六貫文、近世社領八百四十貫文。○按に、鶴岡は上宮を八幡三所（サンシヤ）と云ひ、石淸水（シンミヤ）男山）くは宇佐の大神を勸請したる由明白なれど、其下宮は上宮の石階の下、東偏にありて、若宮八幡と稱し、古來仁德天皇を祀ると稱す。東鑑にも「建久二年、三月四日、南風烈、丑尅、小町大路邊失火、人屋數十宇燒亡、餘炎如飛、而移于鶴岳馬場本之塔婆、此間幕府同災、則亦若宮神殿、廻廊經所等、悉以化灰燼」また「四月廿六日、鶴岳若宮之地、始所奉勸請八幡、被營作寶殿、今日上棟也」とあるにて分明す。若宮の祭神說は、宇佐八幡宮の條に見ゆる所あり、此には建久以前、本宮若宮相混同せり。新記云、社僧の說に曰く、若宮とは本社よりさきにて、他所に勸請せし宮を號す、蓋賴義由井郷に祀りしは、石淸水八幡宮なれど、東鑑に載する如く、私に勸請する所なれば、則別宮の義に取り、若宮と稱せり、又賴朝上宮を勸請せしは、敕許を得たる事なれば、直に八幡宮と號す、故に此時下宮の神體を上宮に遷し、下宮は空殿となりしかば、後世若宮の唱へに因て、仁德帝を勸請せしなり」と、按するに、東鑑に、建久二年三月若宮以下火災に罹りし時、新に上宮を造立し、若宮及び本社等悉く再建ありて、十月上下若宮共に遷宮ありしと見ゆ、然れば下宮も本殿となりしと云ふは誤なり、且賴義の勸請する所、石淸水の本宮たらば、若宮の稱呼ありとも、賴朝創建の混ぜらるゝを慮して、更に新に勸請すべき謂なし、社僧の說信し難し、また座不冷壇所（ザサンジンコ）は廻廊の興の傍にあり、日夜不斷勤行の所にて天下安全國土豐饒を祈れり、本尊は秘佛にて御正躰と號す、供僧十二院の衆徒、一夜を限り交替して、勤行怠る事なし、故に平常冷かならざるの義に取て、座不冷の行法と號す、是治承四年十月、賴朝の宿願に依て其勤行を始めしなり、其文に「十月十六日、爲武衞御願、於鶴岡若宮、被始長日勤行、所謂法華、仁王、最勝王等、鎭護國家三部妙典、其外大般若經、觀世音經、藥師經、壽命經等也、供僧奉仕之」また、廊中に一古制の灯籠あり、銘に曰く「治承鶴岡八幡宮寶前灯籠一基、右且爲所天下泰平之御願、且爲寶前神頭威光之殿光、致一心之治錄、備萬代之莊嚴、代願請眞納爲心誠、令成就現當之願望、現蹟不限、利益無邊、敬白、延慶三年庚戌、七月日、願主遠野長善、奉進藤原行安、大工持前恒弘」と。

東關紀行云、「鎌倉始めを申せば、故右大將家義兵を擧げ、朝敵を靡け、營舘をこの所にしめ、佛神をその砌にあがめ奉るよりこのかた、今繁昌の地となれり、中にも鶴岡の若宮は、松栢のみどり愈々しげく、蘋のそなへ缺ることなし、陪従をさだめて、四季の御かぐら怠らず、職掌に仰て、八月の放生會をおこなはる、崇神のいつくしみ、本社にかはらずと聞ゆ。

神宮寺址（ジングウジ）

又神護寺（ジンゴジ）に作れり、下宮の東にして、近世は藥師堂とも稱したり、維新後、佛堂並に二重塔婆を撤去せしめ、白旗明神社を移建し、今柳營明神も此にうつさる。

新志云、神宮寺藥師堂は東鑑「承元二年四月、鶴岳宮之傍、始可被建神宮寺之由、有沙汰、被點其地、入道善信行實奉行、云々、十月宮寺上棟、十二月宮寺二具、被安置本尊藥師像」云々とある是也、白旗明神は上宮の西に在り、賴朝卿の廟にて、其木像あり、左に住吉社、右に聖天を安置す、是は賴家公の創建とぞ、□文戊申に再興す。外史云、秀吉之遊於鎌倉、觀源賴朝像、進撫其背曰、善哉矣也、起手取天下、唯有君與我、而君家世名族、不如吾起人奴也。○神宮寺鐘銘云、夫當宮者、馬臺東戍之州、鶴岡甲區之地、摄男山宗廟、崇八幡之權跡、（中略）正和五年二月日（鎌倉志云、鶴岡正和二年の鐘は、應永十一年火に罹り、改鑄の時、舊銘を寫せるにて、社務次第に見ゆ）

放生池（ハウジヤウ）

八幡境內の池水なり、西首に對して、下馬川（ゲバ）となる。壽永元年四月「鶴岡若宮邊水田、號絃巻田、三町餘、被停耕作之儀、被改池、專光景時等奉行之」云々と、東鑑に見ゆ。遺漏記事云、舞殿前、源氏池、左右環之昔也、其東西合抱處、駕石橋、曰丹橋、意昔日攻木南方之也、今石殊不存焉、池中七洲、其東一洲營辨天女祠、過丹橋可一街、左右立木柵、加衡木其上、高可容人、北爲駐馬處、鎌倉寺院神祠、係官設者皆爾、北今謂下馬橋焉甚。

赤橋（アカハシ）

鶴岡祠廟の前、兩池の間なる一橋とす、東鑑に往々見え、橫大路と若宮大路の交叉する邊、大鳥居の內方に在り、赤色に塗れるを以て此名あるか。又北條義時の一族に赤橋を家號とするものあり、橫大路に住宅したるならん。

寶治元年六月、軍上聽出甘繩之館、囘門前小路東行、到若宮大路中下馬橋、行渡鶴岡宮寺赤橋、於神護寺門外、休時賴、公義若揭五石疊文之旗、進于筋替橋北邊、飛鳴鏑、此間所張陣於宮中之甲上、恐相加之、兩氏付令更作卸矢、令家子郎從等防、建長五年八月十五日、鶴岡放生會也、有御參宮、出御西門、若宮大路北行、到赤橋前、書

下車。正嘉元年二月、將軍家御參鶴岡八幡宮、還立御車於赤橋下。

横大路（ヨコオホヂ） 赤橋前なる左右の横街にして、東南は寶戒寺前に至り、小町口に會ひ、西北は窟（イハヤ）小路に連なる。一說、右を若宮小路とし、左を横大路とし、若宮小路と若宮大路を別異なりと論じ、横大路の一部を、若宮小路に擬するは誤れり。

東鑑、建保元年五月二日、凶徒到横大路、御所西南道也、於御所西南政所前、御家人等支之、合戰及數反也、

雪下新宮（ユキノシタイマミヤ） 新記云、雪下の今宮は大臣山の西麓にあり、寶治元年四月、後鳥羽院の御靈を勸請し奉り、順德院及び護持僧長賢を合祀す（東鑑、[illegible]日、[illegible]勸請後鳥羽院御靈於鶴岡乾山麓、是爲奉宥彼怨靈、[illegible]字社壇也、以重尊僧都爲別當、[illegible]、有靈託、構小社於雪宮邊[illegible]、[illegible]胸者順德帝、右胸者長賢僧正[illegible]）、後鳥羽院尊成、承久兵亂、隱岐國へ遷されける、延應元年正月廿二日崩、顯德院共申ける、四條院御宇也、崩御後、鎌倉中喧嘩鬪諍しけり、就中五月廿二日、大騷動も有ければ、彼御怨念にやとて、雪下に新宮、本地[illegible]、順德院と護持僧長賢法印と御合體也、上野有由[illegible]也）、社後に六本杉と號せる古木あり、高十餘丈、一根にして六に別る、近世凍に罹り枯槁す、若其跡の地[illegible]なりと云傳ふ、[illegible]十年九月、社邊に天狗の怪ありし事、鎌倉[illegible]鏡に見えたり、境内に[illegible]あり、若宮[illegible]より一[illegible]若社と云ふ。

鶴岡[illegible]池、及び馬場の西を馬場町と云ふ、山内への通路也。東土大伴氏は東[illegible]に見ゆ、今、馬場町に住す、先祖中務大輔（初め[illegible]と稱す）[illegible]元（初め[illegible]）文治二年[illegible]宮の時、神職に[illegible]と、[illegible]文書あり、

「センロサンロウノ時、八マンクカウスシノ事、オハセフクメヌ、又オテマイラスルシキテウトイイハマウミ、同清元ノサタタルベシ、他人ノサマタケアルベカラサルトコロ也、□□、文治二年四月日、源朝臣頼朝」

「鶴岡八幡宮[illegible]、若宮神主職事、右任[illegible]忠[illegible]之間[illegible]、[illegible]、可[illegible]之狀、所仰如件、嘉禎二年二月廿六日、頼經」

[illegible]記云、鶴岡[illegible]大伴氏は鎌倉[illegible]、[illegible]自[illegible]宮司、[illegible]の[illegible]を預かり、[illegible]權現を宅地の鎭神とす、大江廣元、毛利季光の二靈を祀る、但毛利氏の居宅愛甲郡飯山（イヤマ）にありし因にて、此神實ありと云ふ、古は[illegible]に[illegible]しを、嘉吉三年、[illegible]の[illegible]永[illegible]、[illegible]し、小[illegible]を建しとぞ、祠下に[illegible]、内に[illegible]、[illegible]一[illegible]を收む、[illegible]より[illegible]」

八正寺址（ハッシャウジ） 鶴岡八幡宮の北に在り、所謂雪下二十五院の[illegible]なり、大別當八正寺は若宮[illegible]と稱し、[illegible]八幡社建立の時、伊豆走湯山の僧[illegible]光房[illegible]を以て當[illegible]とす、[illegible]廿六世まで相續せしが、文明の後は關東兵亂年々に[illegible]、永正の[illegible]せしなり。[illegible]永廿四年正月、足利[illegible]公、[illegible]以下、此[illegible]に於て自害する事、大草紙に詳なり。

八正寺以下の[illegible]は、小袋坂と大臣山との間にて、一谷をなせば、八正寺谷とも云へり、雪下と云ふ[illegible]、[illegible]て、若宮大路の邊まで及ぼせる者[illegible]、[illegible]下二十五院は、[illegible]二年、頼朝[illegible]二十五[illegible]に[illegible]を置かれ、[illegible]中に、[illegible]により、[illegible]院と[illegible]ること、足利成氏年中行事にも見えたり、[illegible]の[illegible]より漸々衰へ、[illegible]院と[illegible]、[illegible]二[illegible]、[illegible]

(相承院址)

院を再興せしめ給ふ、淨國、我覺、正覺、[illegible]光、[illegible]、慧光、香[illegible]、莊[illegible]、相承、安樂、[illegible]、[illegible]、最勝の十二院なり。（十二院は眞言宗、古新兩派に分屬し、社領の內相承院に七十貫を分配し、其餘は二十餘貫つゝを當せらる、相承院は古の頓覺坊にて、[illegible]、建保四年、二月[illegible]日[illegible]、鶴岡供僧頓覺房良喜、勸化[illegible]）

[illegible]八幡宮[illegible]、[illegible]、良[illegible]、有當[illegible]、良喜去建久年中、自[illegible]大將家[illegible]下文以來、[illegible]、[illegible]之[illegible]也、[illegible]下文、所讓[illegible]子良[illegible]也、[illegible]代[illegible]不可有他人之妨、[illegible]可[illegible]、仍讓狀如件、承元二年四月五日、權律師良喜（華押）

［相承院文書］

鶴岡八幡宮[illegible]、[illegible]、供僧[illegible]、右人[illegible]、不退[illegible]之[illegible]、如件、[illegible]、建保三年十月六日、別當、[illegible]少[illegible]法[illegible]（華押）

新記云、鶴岡八幡の[illegible]、[illegible]にて昔より[illegible]に見たる人なし、長三尺許、[illegible]八寺四方[illegible]の[illegible]に入れ、鳥居を立、注連を引てあり、拾二箇院の供僧、一ヶ月つゝ守護して、當院中に籠る、每日本地供[illegible]を修行す、故に此名あり、[illegible]に[illegible]に在し時、一夜夢みらく、廿五菩薩を勸請せよと、時に異人來て此影を授く、頼朝之を受て、[illegible]に[illegible]を[illegible]、廿五院を立て、[illegible]影を納めしとなり、緣起あり。

鶴岳山（ハヤダウ） 鶴岡の西、[illegible]との間なる危峰の[illegible]ある一丘にして、其[illegible]下を[illegible]路と云ひ、今小路より東、横大路に通ずる往來とす、[illegible]にして今は[illegible]小路と云ふ、東鑑、建保元年五月、和田[illegible]、[illegible]に「義清自甘繩、入龜谷、經[illegible]路、[illegible]之[illegible]、於若宮赤橋[illegible]、[illegible]之」[illegible]、[illegible]

新記云、[illegible]小路なる[illegible]に「[illegible]高七尺」其中[illegible]

南に不動の像を彫るのみ、今は堂宇なし、文治四年十月、窟堂僧のこと見ゆ、又建久三年五月、南御堂にして、後白河法皇の御佛事百僧供を脩せられし時、僧衆の内に窟堂の住侶を加ふる、貞應二年海道記に　たゝずみて、石屋堂の山の楠、遙に眺めて、いぶせく歸り奴」云々、松源寺は日金山と號す、縁起に據るに、頼朝豆州日金山の地藏に開運を祈り、武業の後、彼山の像を摸して、爰に安置し、則日金地藏と稱すと、東鑑「弘長三年四月七日、入夜窟堂邊騷動、日則静謐、是群盜十餘人、隱居地藏堂之間、夜行衆等、行向其庭、生虜故也、按するに當寺、窟堂の側にあれば、地藏堂は則此寺なる事知るべし、古文書あり、

岩井堂日金事、可被立卵塔之由承候、先以目出候、然者御萬歲々、在于三會之曉、留慧燈於彼地、可羅慧雲於他界給之條、殊以令感悅候之間、以彼所限永代寄進候了、恐々謹言、應永卅三年七月十七日、等覺院法印御房へ、實運、

鐵井は雪下西南の路傍にあり、里人云、此井より鐵觀音の像を掘出したる故に名くと、今鐵の井の西南に鐵像觀音の大なる首ばかり小堂に安す、頭も崩ておあり、新清水寺の觀音と云傳ふ、今按するに、此觀音堂の西に嚴窟堂あり、東鑑に、正嘉二年正月　秋田城介泰盛が甘繩の宅より火出て、壽福寺、新清水寺、窟堂、若宮の寶藏、同別當坊等燒亡すとあり、然らば此災にかゝりて、土中にありしを掘出したる成へし、

雪下（ユキノシタ）

今鎌倉町の大字にて、鶴岡の前なる大路の邊を云ふ。元は八正寺谷の一名なりしが、後世村名に轉し、横大路より若宮大路の邊を指せり、即扇谷今小路の東、小町の北とす。新記云、雪下村は鎌倉此邊の總名を大藏と唱へしが、今は僅に村内の小名に殘れり、雪下の唱は鶴岡の北の麓、僧房所在の地（鶴岡に屬す）に起り、波及して此地の村名となりしなり、されば東鑑に此地名往々見えたるは、（建保五年正月四日條に始て見ゆ）多く僧坊の地を指せるなり（名所方角鈔、宗祇終焉記等に雪下と記せしも彼地を云るなり）文明十八年僧萬里此地を過る「梅花無盡藏」曰、「曉食攜京子、出武野之江戸城、薄暮入鎌倉山内、歷過雪下扇谷、云々」十九年三月、僧堯惠、東常和と共に當所を遊歷して、發句を詠す「北國紀行」曰、「扇府に浦傳ひし、又鎌倉に至り、建長圓覺兩寺巡見して、雪下と云所を分侍るに、門前遺跡數しらず、衰たる老木の花、昔の庭に落て、道を尖ふかと見ゆ、苔深き跡哀なり昔いまの花に殘れる雪の下道」て

若宮大路（ワカミヤ）

又車大路と云ふ、鶴岡社南の廣路にして、南に琵琶橋より由比濱に至る。今も此大路　兩側、民家櫛比し、八幡參詣の客を待つ。中央は左右土石を以て甃し、通路と相分ち、置石（オキイシ）と稱す、故に此邊を置石町とも呼び、其土壘をば段葛（ダンカツラ）と呼ぶ。若大鳥居は寛文八年木製を改めて石村と爲す、大鳥居より二鳥居迄六町四十五間、三鳥居へ赤橋…まで四町十五間、東大路の名は、東鑑、壽永元年六月の條に出づ、

（石置）

東鑑云、文治元年五月、前内府入鎌倉、觀音如塔塔、内府用輿、經若宮大路、至横大路、暫扣輿、宗親先參入申事由、則被仰可招入營中之旨、建久二年二月、前右大將家、二所御參、横大路西行、先御參鶴岡宮、若宮大路南行、至稻村崎、警行列。承久元年九月廿二日、自申一點至戌四點、鎌倉中燒亡、火起岡野四郎實宅之北邊、南風甚利、上延永福寺總門、下至濱庫倉前、東及名越山之際、西限若宮大路、右大將以來、未有此例。建長三年二月十日、甘繩邊燒亡、自戌尅到子之一點不止、東若宮大路、南由井濱、北中下馬橋、西佐々目谷也、數箇所災。四年二月燒亡、西者壽福寺之前、東者名越山王堂前、南者和賀江、北者若宮大路上、其内燒失所。五年十二月、若宮大路、下々馬橋邊燒亡。◎按に、三ノ鳥居前より一ノ鳥居の邊に至り、往還の中央を一段高く築き、兩側の堤脚は石をもて疊めり、是は壽永元年創造する所なり。東鑑に「自鶴岡社頭、至由比浦、直曲横而造詣往道、是日來雖爲御素願、自然渉日、而依御臺所御懷孕御祈、故被始此儀也、武衛手自令沙汰之給、仍北條殿以下、各被運土石」云々。是を七度小路（シチド）とも唱へ、或は百度小路（ヒャクド）、千度壇など呼べること、古書に見ゆるは、昔若宮大路に同し。石に因り、祈禱の參詣往復の數をよみたる習俗ありしに起る歟。又中下馬橋とは、置石の末、二鳥居の西傍なる小橋を云ふ。正嘉元年、八月廿三日、戌刻大地震有音、神社佛閣、一宇而無全、山岳頽崩、人屋顛倒、築地皆悉破損、所々地裂水涌出、中下馬橋邊、地裂破、自其中火炎燃出色青、云々。寛元四年五月、鎌倉騷動の條に「已夜陶辻々、諸谷一族等請命、警固中下馬橋、而太宰少貳爲佐、爲參御所者、不可聽之」云々。一説、若宮小路を若宮大路と相異なりと云ひ、若宮小路を横大路の一部と爲す者あり、然れども長崎三郎左衛門入道思元、其子爲基と此に防戰の古語あり、

太平記曰、濱の手破れて、源氏若宮小路まで攻入たりと騷ければ、入道は其子勘解由爲基と、極樂寺の切通へ向ひて發す、已にして敵は小町口に至り、父子が勢六百餘人を中に取り籠めて討んとす、父子は二所に打寄りて、之を懸け破り又追ひ靡け、七八度か程揉んだりける、義貞の勢共に懸け散されて、若宮小路に引取りて、人馬に息をぞ繼かせける、

此文意を地理にひき合せ、若宮大路即若宮小路に同きを知るべし、横大路の一部にては、由比濱、極樂寺口、小町口と、往來相及ぶことなし、

若宮大路幕府址（ワカミヤオホヂバクフアト）

今置石町の民居の背に在り、土俗[illegible]上屋[illegible]と唱ふ、其方内一町許、[illegible]大路を隔て[illegible]に当す、[illegible]六月、[illegible]宇津宮辻の幕府を此地に移し、守邦親王に至るまで、六代[illegible]此に居住あり

[illegible]大倉の幕府を宇都宮辻に移さるべきの[illegible]時[illegible]十月一日、[illegible]宮辻[illegible]移於宇津宮辻地之由、[illegible]於若宮大路東頬之由、合[illegible]、云々、十七日、[illegible]所御地、宇津宮辻東西之間、[illegible]意見[illegible]、云々、廿[illegible]日[illegible]申云、若宮大路者、[illegible]南[illegible]、北者[illegible]、南[illegible]、[illegible]、云々、依此地可被用之旨、治定畢[illegible]、[illegible]な若宮大路に移したり[illegible]、其治定[illegible]改せられ、宇津宮辻（小町）に一旦[illegible]、[illegible]前[illegible]の治定にかへりて、若宮小路へ遷[illegible]、八月[illegible]に至り[illegible]る

[illegible]記云、[illegible]二年三月、此地に幕府[illegible]、[illegible]日[illegible]定めらる（東[illegible]日、可[illegible]造幕府[illegible]、於若宮大路東頬事、今日於[illegible]所有其定、日[illegible]巳下、[illegible]晴賢[illegible]元[illegible]所[illegible]署也、六月、若宮大路[illegible]所、[illegible]之、仍可行[illegible]日上公[illegible]之由、[illegible]下）[illegible]すると[illegible]せし、若宮大路の[illegible]、[illegible]年[illegible]の事[illegible]なし、但守邦親王の時、正和四年三月（鎌倉武将執権記曰、三月八日夜、自[illegible]火出、八幡宮、並将軍御所、相州[illegible]下[illegible]失畢）元徳元年十二月（七日午時、将軍[illegible]）両度[illegible]火災に罹れり、元弘三年五月、北条氏[illegible]、[illegible]火に罹り、[illegible]記曰、五月[illegible]日、[illegible]殿中[illegible]、[illegible]之、[illegible]自害、[illegible]守邦親王は遁れて出家せられしが、八月逝去あり、[illegible]九代記曰、守邦親王出家して遁れ出[illegible]、[illegible]

り、北条[illegible]亡せり、[illegible]記曰、守邦親王、五[illegible]月[illegible]日[illegible]出家、八月十六日[illegible]、[illegible]、[illegible]六十年の[illegible]、[illegible]見[illegible]、[illegible]々、若宮小路[illegible]の代々[illegible]、[illegible]て[illegible]所[illegible]、[illegible]日出[illegible]、[illegible]、[illegible]入[illegible]、[illegible]、[illegible]に[illegible]、[illegible]内[illegible]て、[illegible]是に[illegible]るに、其[illegible]は[illegible]内[illegible]、[illegible]も[illegible]八月[illegible]て[illegible]、[illegible]し、[illegible]宮[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]亡[illegible]、大町に移されしにや、いつれにして[illegible][illegible]なり。

とゝせあまり五年までも住みなれて猶忘られぬ鎌倉のさと、[illegible]

東[illegible]、[illegible]月、[illegible]、日[illegible]、[illegible]可[illegible]之由[illegible]、[illegible]今[illegible]、[illegible]、[illegible]所[illegible]、[illegible]造[illegible]之[illegible]、[illegible]、[illegible]に、今[illegible]可[illegible]用[illegible]之由、[illegible]申[illegible]是[illegible]、[illegible]、[illegible]遠[illegible]、

由[illegible]

屋舗ひとつもたぬ案山子はなかりけり、乙二

大倉（オホクラ）

今鎌倉町雪之下の管内にして、鶴岡の東（西御門[illegible]、[illegible]、[illegible]を[illegible]置く、故に[illegible]に[illegible]、[illegible]地[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、今[illegible]

[illegible]東、[illegible]馬場まで、[illegible]、[illegible]在す、[illegible]、[illegible]一[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]の[illegible]、[illegible]今[illegible]合西[illegible]門、[illegible]、[illegible]、[illegible]十[illegible]、[illegible]めたり、[illegible]今の[illegible]は古人の[illegible]大倉辻といへるにあたる　建長三年、鎌倉中の[illegible]を定[illegible]、当時[illegible]一たり、十二月三日、[illegible]中[illegible]、小町屋[illegible]之事、可[illegible]之由、日来有其[illegible]、[illegible]、今[illegible]、此外一[illegible]可[illegible]止之旨、[illegible]之、[illegible]之[illegible]、云々、大町、小町、[illegible]町、[illegible]辻、[illegible]、[illegible]辻、[illegible]、（[illegible]）[illegible]由上[illegible]二年、市街[illegible]も、[illegible]（二月五日、[illegible]、[illegible]在[illegible]、[illegible]九[illegible]、云々、[illegible]之[illegible]、一所大町、一[illegible]町、一所魚町、一所穀町、一所武蔵大路下、一所須地賀江橋[illegible]（大倉辻）今も此[illegible]をなせるは、[illegible]なるべし。

一[illegible]、[illegible]、[illegible]上[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]門[illegible]東門[illegible]、[illegible]八[illegible]、[illegible]大倉[illegible]は、[illegible]に[illegible]を建つ、[illegible]、[illegible]長元年、五月一日夜半、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]間[illegible]有[illegible]、今夜[illegible]、[illegible]之[illegible]也、[illegible]造[illegible]、云々、当[illegible]しと[illegible]、[illegible]文書に見えたり（[illegible]

筋替橋（スヂカヘバシ）

[illegible]より大倉[illegible]に到る街[illegible]に[illegible]、[illegible]一[illegible]、[illegible]、鎌倉十[illegible]の一な[illegible]宝治元年六月、[illegible]門[illegible]、[illegible]、[illegible]、文永二年、鎌倉中の[illegible]を九箇所に定置れし時、此辺其一所なり。
[illegible]、[illegible]、[illegible]一[illegible]、今[illegible]を開けり、[illegible]治元年、五月七日、[illegible]、[illegible]、今日[illegible]、[illegible]、[illegible]

次郎重忠南御門宅」と、三浦若狹前司泰村宅蹟は、鶴岡社の東、筋替橋の邊にあり、方一町許、今陸田を開けり、東鑑に泰村西御門の宅と記せしは、則此地なり、當時は此邊をも通して西御門と稱呼せしなり、村の境界沿革せしにはあらず。〔新記〕

鳥合原（トリアヒ） 鶴岡東鳥居外の白田を云ふ。相摸入道崇鑑、鶏を鬪せ犬を挑合せし地に名つけしと云傳ふ、按ずるに鎌倉志に建永二年三月三日、實朝北の壺にて鶏鬪會ありし事、東鑑に見ゆ、蓋此事を誤り傳へしならん、又一説に、鳥合は鳥居合と云ふ事にて、流鏑馬馬場の東西に鳥居あり、故に名つけしなりと解けり。〔新記〕

大倉幕府址（オホクラ） 東鑑、治承四年十二月、新造御亭、有御移徙之儀、去十月、有事始、營作于大倉郷也、時剋自上總介廣常之宅、入御新亭寢殿、御供輩參侍所十八間、二行對座、凡出仕之者、三百十一人、云々、又御家人等、同構宿館、自爾以降、東國皆見其有道、推而爲鎌倉主所、素邊鄙而海人野叟之外、卜居之類少之、正當于此時、閭巷直路、村里授號、加之家屋並甍、門扉輾軒、云々。

鎌倉懷古　　　　問　亭

昔日三朝畏、司晨有牝鶏、荒涼荊棘裡、空見暮時栖、

建久二年三月、幕府火災、四月幕府事始、依去月火事也、六月、被建幕府南門、幕下渡御、令覽造營次第、七月、寢殿對屋等、造畢之間、入御新御亭也、建保元年五月二日、和田左衞門尉義盛、率伴黨、忽襲將軍幕下、云々、相分百五十軍勢於三手、先圍幕府南門、西封賊徒、遂闘幕府、四面攻燒飛箭、相摸修理亮泰時、同次郎朝時、上總三郎義氏等、防戰盡兵略、而朝夷名三郎義秀、敗惣門亂入南庭、所籠之御家人等、剰縱火於御所、郭内室屋、不殘一宇燒亡、依之將軍家入御于故右大將法華堂、可遁火災之故也、相州大官令被候御共、此間及挑戰、鳴鏑相和、利劍耀刄、就中義秀振猛威彰壯力、既以如神、敵于彼之軍士等、無免死。八月廿日、自前大膳大夫廣元朝臣第、入御新御所、被置七十二星西岳眞人符、於新御所寢殿、御寢所天井之上、泰貞奉仕之、五年十二月、右府將軍亭、當時二品居所、失火燒亡云々、依之二品俄渡御若公亭同宿。按ずるに、若公は賴經を指し、此時北條義時の亭に在り、翌年正月作事定あり、此後落成、移徙等の事、本書に脱す、但貞應二年四月の頃ほひにや、幕府の結構を稱美せし文、海道記に見えたり、「將軍の貴居を垣間見れば、花堂高く押開て、翠簾の色喜氣を含み、朱欄妙にかまへて、玉砌の礎光を磨く、春にあへる鶯の簪は、好客堂上の花におりけり、朝を迎る龍蹄は、參會門前の市に嘶く」、云々。

義時が館跡は、小町に存したれば、大倉に在りしは別亭なり「建久五年閏八月、義定朝臣跡屋地、江間殿令拜領給」是大倉亭の地なるべし、承久元年賴經下向に依て、郭内に御所を新造す「義時朝臣大倉亭、郭内南方、此間構新造屋」云々、又文治元年九月條に「比企四郎能員東御門宅」、云々、三年正月條「二品並若公御行始也、入御于八田右衞門尉知家南御門宅」云々、比企氏の邸も此邊にありしなり。

新記云、大倉幕府址（里俗賴朝屋敷）大藏町の北にて、方六町許の地なり、地形を以て其境界を計るに、南は大藏町の街道、西は鶴岡、北は法華堂に邊し、艮の方に荏柄天神社あり、四面に門を設け、其方位を以て之を稱す、門外の地名を東御門、西御門、南御門など唱ふる是なり、（北御門の地名は所見なけれど、東鑑に建保元年五月、「尼御臺所並御臺所等、令出北御門、渡御于鶴岡別當坊」とあれば、北方にも門ありしを知るべし）抑此地は伊豫守賴義の居蹟たりし由、保曆間記に載す、又陸奥守義家が館を大倉谷に造營せし事、准后親房の記に見ゆ、其後賴朝始めて館を造營し、（治承四年十月）實朝、政子に至るまで、軍政を聽く、嘉祿元年十月改て營じ、幕府を宇津宮辻に徙す、通じて四十七年間なり。（今按、賴義義家の鎌倉に暫止したるは事實なるべきも、其館址を此と定むるは信じ難し）

宗牧東國紀行云、鎌倉の古跡の旅宿其恐有り　けふは三月一日、早朝先鶴が岡八幡宮參詣、松の木のまに櫻盛りにて、石清水臨時の祭、舞人のかざしに、思ひまがへられたり、近年御遷宮、あけの玉垣より始、見るめも耀く春の光、纔に昔おぼえたり、めに近き谷々、右大將家の御跡、山かつも心あるにや、畑にもなさず、芝しげらせ、はなち飼の駒、所え顏なり、するが河月、ひやされし流、水さびゐて影もみえず、

　ことゝはゞ花やしら雲代々の春、

三代將軍、九代の春もはたはかくこそは、云々。（天文十三年）

(大倉山)

鎌倉法華堂址（カマクラホッケダウ） 大倉山（オホクラ）に在り、即幕府の北なる岡にして、西御門谷の東にあたり、源賴朝の墓所たりき。後世頽破、今僅に墓墳を傳唱する所あれど、古跡の詳を知らず。中世の習俗を以て之を推すに、埋葬の上に廟を置き、法華堂と名つく、堂の外に墓墳なきを例とす。湘中紀行云、法華堂東、平田方三里餘者、故賴朝第、可以賦黍離、北山足爲法華堂、是賴朝念佛誦經之所、初安其少時所奉觀音銀像長二寸者、後造木像藏銀像於其頭中、今在雪下相承院云、此乃安彌陀像、堂後壓石礎、至山陵、有賴朝墓焉、古塔無銘、不知眞僞、法華堂西爲鶴岡、遊湘紀事云、歷鶴岡、取步左林、詣法花堂、堂後山中石礎、縈紆而上、數武得坦處、有賴朝墓、鐫一無字碑、苔鮮蝕盡、不復可讀、不似人主墓、亦僞耳。

東鑑、文治五年七月、召伊豆山住侶專光房、仰曰、爲奥州征伐、潜有立願、候留守、可祈請、將又進發之日、計廿箇日、於此亭後山、故可草創梵宇、爲奉安置、年來本

像正觀音像也、汝自可立置柱作、於帶作者、以後可有沙汰者、云々、八月八日、竄光房攀登御亭之後山、始梵宇營作、先自地立假柱、授觀音堂之號、云々。建久二年二月、幕下歷覽大倉山邊、建立精舍、有靈地之故也、是去々年、征奥州之時、有[illegible]立願、云々。[illegible]年、新有其沙汰、云々。建仁三年十一月、鎌倉中寺寺、其六、有大將家法華堂。建暦元年、十月十三日、鴨社人、菊大夫長明入道、法名蓮胤、當有幕下將軍御忌日、參法華堂、念誦讀經之間、懐舊之涙、頻相催、註一首和歌於堂柱、

草も木も靡きし秋の霜消えて空しき苔を拂ふ山風。

寶治元年十月、[illegible]地事有沙汰、珍譽法眼申云、法華堂前御地、不可然之處也、西方陪上、安右幕下[illegible]、其所當高所者下手孫無之由、見合文、[illegible]、云々。

比叡山行幸記云、[illegible]三年十一月六日、[illegible]いできて、鎌倉中大小名の館焼け侍る、さても法華堂に御座ます右幕下の御影は、關東守護として、鎌倉[illegible]におはしけるに、今度焼け給へれば、是なのみぞ歎きあへる、これ偏に山王の御咎にて、猿が木を持てつけ歩しけるを、あまたの人の夢にも、小兒の現にも見えけるとかや。○鎌倉古跡地志云、今法華堂後の山上に、五輪塔(高五尺餘)一基を建つ、塵塚談に「予十七才の時、鎌倉に右大將家の墓所に参詣せしに、長さ三尺許の苔むしたる五輪の石塔なりき、然るに薩州の太守小石塔を見苦しと[illegible]にや、安永年間に、八九尺の五輪の塔に建替られたり、薩州光山の墓も東の方二三十間奥にありけり、全時に建直し給ふ、日本國追捕使頼朝の墓の小石塔を、そのまゝに置き給ふ時は、古昔の質素の舊跡にして、古人の教訓にもなるべきに、建替給ふには、餘り心なき事ともいふべし」とあり、島津忠久墓は法華堂の東北、岩窟の内にあり、相傳ふ忠久は頼朝庶子なりと、又忠久の墓地に在る皆疑ふべし、今碑に「安永八年己亥[illegible]月、薩摩中將重豪[illegible]」と[illegible]豪建之、[illegible]、[illegible]形す、[illegible]古墳を修築せしにも非ず、[illegible]の墓[illegible]あるにより、新に家祖の碑を造立せしものと覺ゆ、大江廣元墓も[illegible]にあり、[illegible]と云へり、東[illegible]、貞應三年六月、前奥州[illegible]門(義時)薨[illegible]、[illegible]故右大將家法華堂東、山上爲墳墓、云々、建長[illegible]年十二月、[illegible]、合祭[illegible]右大將家、右大臣家、二位家、前右京兆[illegible]、云々。

[illegible]志云、右大將法華堂は西御門村の[illegible]、[illegible]は其田に在り、法華堂とは此のみにあらず、東鑑に右大臣家(實朝)二位家(政子)右京兆(義時)等の法華堂あり、法華堂とは持佛堂の名也、昔時[illegible]に、[illegible]云、右大將家法華堂[illegible]、常陸國那珂郡[illegible]田村、云々と見ゆ。○[illegible]記云、法華堂とは頼朝の[illegible]にして、上谷[illegible]持佛堂とも稱す、[illegible]を[illegible]するに、一宮寺八幡[illegible]法華を[illegible]、故に持佛[illegible]法華堂と稱す[illegible]す、此説恐らくは是にあらず、東[illegible]を考究するに、法華堂と稱するに、皆[illegible]の堂名なり。

西御門（ニシミカド）

今[illegible]町の大字にして、大倉町の北、鶴岡の[illegible]

東御門、並びに其北なる谷を云へり。西御門の名は、大藏幕府の西門[illegible]、[illegible]前より北へ、筋替橋を經て、西御門の谷に入るべし。

管領九代記云、應永廿三年十月二日の夜、[illegible]、西御門寶壽院に入り[illegible]乙[illegible]所持仲、[illegible]、[illegible]、[illegible]上杉安房守憲基が佐介の亭へ入給ふ。○文安四年、上杉憲忠の鎌倉に歸り管領職と爲るや、西御門に居る、蓋乃祖能憲（[illegible]）の遺[illegible]なり、享徳三年十二月の亂に、憲忠西御門亭に死すること、[illegible]、鎌倉大草紙等に詳なり、次なる房顯、顯定の時は、其館猶鎌倉に在りしや否や詳ならず、顯定中年上州平井に移り、鎌倉は全く荒土と爲れり。

高松寺（カウシヨウジ）

西御門の谷に在り、法華宗、寛永年中、紀州德川家の家老水野氏[illegible]、[illegible]太平（タイヘイ）寺の遺址と云ふ。○鎌倉志云、[illegible]年中に、足利公方の御寺とは淨妙、長壽、[illegible]、瑞泉、[illegible]、永安、勝光、太平、[illegible]、冷光、保壽の十二寺也と云へり、太平寺は、[illegible]ふ、國司渋川[illegible]の[illegible]を[illegible]いたる、[illegible]女を[illegible]し、[illegible]を開きしに、彼女出家して世間の女人父母夫と相好からざる者、我等にみちびきたまへと[illegible]、[illegible]、云々、其[illegible]足利公方の[illegible]し、里見氏の兵亂、[illegible]の時、[illegible]、寺[illegible]す。[illegible]條代[illegible]、[illegible]太平寺[illegible]、[illegible]。

(太平寺址)

保壽院址（ハウジユヰン）

太平寺址の南にして、足利公方[illegible]の菩提所にて、義堂周信[illegible]、應安元年[illegible]の遺命に依り、西御門の別業を寄せて、保壽院と號し[illegible]、[illegible]十三年十月、[illegible]の時、足利満[illegible]等、此寺に[illegible]て、[illegible]を[illegible]たること、[illegible]代記等に[illegible]す。[illegible]に[illegible]小路におこる[illegible]云々。[illegible]云、[illegible]日工集に、[illegible]、[illegible]の[illegible]、政要を獻して、乃云く唐太宗天下を治む、皆此書に在り、幕下天下を治めんとならば、[illegible]、[illegible]べしと、[illegible]すとあり、[illegible]、[illegible]の次に、[illegible]、[illegible]本に敬佛崇神の國なり、と申されしことも載せたり

報恩寺址（ハツオンジ）

西[illegible]の西の谷に在り、[illegible]、[illegible]三年十月、足利家の執事上杉兵部大輔能憲の起立にして、[illegible]を請して始祖とせること、空華集並に日工抄に見

ゆる如し。龍雲法名慧恩寺道三、永和四年卒し此に火葬納骨す、閏月院道合の見たり。「慧恩寺、梓興於應安三年辛亥、越五年、鑄魚僧圓、受有霧高麗國銅鐘者、厥直萬錢、開基昔山比丘、五臺沙門信悟妙祿、南甫之、乃爲銘、銘曰、薄東南名、龍谷未定、大藏法器、出自三韓、四佛影現、九乳星攢、（中略）建寺檀那、関東副元帥上杉、大檀那、関東都元帥、左典廐源朝臣、〔空華集〕

荏草郷

和名抄、鎌倉郡荏草郷。この今鎌倉町なる大字二階堂に荏柄の地名のこる、エカヤをエカラに訛りたる歟とも云へり、萱木をカヤと云ふことは、和名抄、稲穀部に、稍、麥莖也、宇岐加良、萁、豆莖也、末米加良とよむに、曉知すべし。此郷の四境は、大藏谷より雪下、扇谷までなすべしならん。

（荏柄）天平七年、相摸國封戸租交易帳、「郡荏草郷、伍拾戸、田壹佰肆拾玖町、云々。」東鑑、建保元年五月、和田太平亂長尾鎌地、荏荏柄前、伝御所東降、既近之士、面々懸望申之。

荏柄天神社

大倉幕府址の東北にして、二階堂谷の谷口、右方の山崎に在り。石段の下に馬場あり、幕府の東門にあたれば、東御門の字あり、凡自閉、此祠は鎌倉に勧請せられし聖廟にて、北野太宰府の兩所に亞ける名祠なりしが、其創始詳ならず。古草紙に、享徳四年、駿州今川家の軍兵鎌倉亂入の時、荏柄天神の社壇を破り、神躰を駿府へ亂取しけるが、後自本社へ還座の不思議ありと述べたり、されば此頃より衰へしにや。近世は猶十九貫文の神領ありしに、維新後益衰ふ、當社に傳へし天神緣起を世に荏柄本と稱す、昔別當一乘院、緣軸を奉したりき。

鎌倉の里にまかりて見るに、あら奴さまにおれはてし、處々に神の社なども、かたばかりなる中に、えからの宮にまうでて、梅のさけるを見て、

里ふりぬなになかなかの梅が香は春やむかしも忘れぬる世に〔源景範家集〕

東鑑、建仁二年、九月十一日、荏柄社祭也、廣元朝臣、爲奉幣御使、このこと菅公薨後三百年に當る。建保元年、二月二十五日、囚人渋川刑部六郎兼守、謀逆事發、明曉可誅之旨、被仰安達右衛門尉景盛訖、兼守傳聞之、不堪其愁緒、進十首詠歌於荏柄聖廟、工藤藤三祐高、去夜參荏柄社、今朝進其之間、兼守所奉之十首歌、持參御所、將軍依賞翫此道給、厚宥之餘、則被宥其過云。新記云、荏柄聖廟、天文十七年、社頭造営の爲に、北條氏當所に關を居ゑ、關錢を取りて社料に充つ「兩戰記書に據るに永祿四年、里見左馬頭義弘の軍勢、此關門を押破り、小田原の地に入りし事あり、關八州古戰録曰「永祿四年、里見左馬頭義弘、相州三浦の地に兵を張り、正木左近大夫時忠父子等を、武州金澤へ働しめ、南方より守る處の、荏柄の關取て押破り、小田原の地に噯入んと、武威を震ふ」今社前の陸田を關取場と云ひ、關錢を取り社造營の要闕に寄附せられし其名殘なり。集古文書、永仁六年、嚴島神主親範への下知狀に、鎌倉地東御門とあるは、東鑑「寛喜元年正月、周防前司親實之宅」とあると同所ならん、親範は此の親實の裔孫なれば也。又今荏柄に辨天祠あり、東御門の地に當れば、嚴島辨天を宅址に遺す歟。一書に、荏柄の末社辨天は境外にあり、當社は幕府大倉館の郭内にありしが、館を若宮大路に移せし時、荏柄の末社となれりと話す、猶考ふべし。

二階堂

今鎌倉町の大字にして、大倉、荏柄も此管内なれど、本來の二階堂谷と稱するは、荏柄の東北なる山谷を指せるにて、大倉谷の一支とす。此支谷の溪流は、荏柄馬場の東南、歌橋に於て滑川に歸す。二階堂とは永福寺の別名なりしが、地名にうつれる也。新志に「永福寺二階堂の舊蹟は、東光寺址の北にあり、里俗に山堂（サンダウ）とも光堂（ヒカリ）とも云ひ、田の中に礎石今猶存す」と、東鑑に、文治五年十二月、永福寺事始と見え、奥州平泉の二階堂に摸せしめ之を造らしめらる。勝長壽院と相並び、源氏三代の貴刹なりしが、應永十二年炎上〔九代後記〕の後頓に衰へ、其廢滅は享徳の頃なりしならんと云へり。

貞永元年、十一月廿九日、早旦雪聊降、將軍家〔藤原賴經〕御覽林頭、渡御永福寺、有和歌會、後藤基綱申云、〔東鑑〕

この下に降ればぞ雪の色も見え三笠の山を賴む影とて

永福寺址

新記云、四ツ石小路は永福寺舊傍の小路を云ふ、田圃中に永福寺の礎石を存す、是を四ツ石或は姥石と唱ふ、故に此名ありとぞ、又「梅松論」元弘三年の條に、二階堂小路の名見えたり、四石小路に同しからん、文治五年、頼朝奥州より凱旋の後、彼の大長壽院の二階堂に擬して、當所に二階堂を建立し、三堂山永福寺と號す、土牢の北方也。

東鑑云、文治五年十二月、永福寺事始也、於奥州令覽泰衡管領之精舍、被企當寺華搆之營作、且有數萬之怨靈、且救三有之苦果也、抑彼梵閣等並宇之中、有二階堂、號大長壽院、專依被摸之、別號二階堂歟、有稍雲挿天之極昔落、起從中尊之門、謝揚金剛王之縮紺殿、剩加後素之圖、謂其濫觴、非無由緒。○貞應海道記云、次にひがし山の補に臨て、二階堂を過ぐ、是も餘堂に瞎蹤して、感歎およびがたし、第一第二の重樓には、玉のかはら鷺の翅をとばし、兩日南延のならび給へし、瓦ば金の盤鐫燿をかゞげたり、大方營搬急窮て、成風天に望むにすゞしく、觀音手功をつくせり、發露人のこゝろに催す、見れば又山に曲木あり、庭に怪石あり、地形のすぐれたる佛堂と言つべし、三壺雲に浮べり、七萬里の浪池邊によせ、五城霞に峙てり、十二欄の風階の上にふく、誤て半月の客たり、うたがふらくは七世の孫に逢はむ事を、云々。○

梅松論云、元弘三年五月、關東誅伐の事は、義貞朝臣其功をなす所に、いかゞ有けむ、義詮の御所、四歳の御時、大將として御こしに召れて、義貞と御同道にて、關東御退治以後は、二階堂の別當坊に御座有しに、諸將悉く四歳の若君に屬し奉りしこそめでたけれ、是實に將軍にて永々萬年御座有べき瑞相とぞ人々申ける。○新志云、獅子巖は永福寺舊跡の北山巓にあり、二階堂獅子の峯と云ひて、昔は永福寺境内なり、永福寺の内に二階堂有て、繁昌の時は、此邊より遙か東門までな、二階堂村と云へり、此獅子巖より南の方、永福寺礎石の舊跡を[illegible]見るに、東鑑に「正嘉元年八月十六日、陰陽師等參向[illegible]西門の山に登て見れば、[illegible]月在西日出東、彼是方角を糺せば、最門寺永福寺は卯酉に相當り、[illegible]寺と最門[illegible]とは辰戌に相當る」と有り、今に此地に案り、彼山上に登り方角を見れば、實に此獅子巖の山の南の方と、[illegible]寺とは正東西に相當るなり、今日を以て、二階堂と山内の方位を檢測するに、東西の正方にあらず、東南より西北に通ることとし、不審、又東鑑に「寬喜三年十月、相州公文所[illegible]」、前武州、[illegible]、[illegible]、因池于永福寺[illegible]」[illegible]門之内、[illegible]、有[illegible]年有眞[illegible]、[illegible]樫」とある方位の定めかたも疑ふべし

鎌倉宮（カマクラ）

二階堂谷、東光寺舊趾の地に在り、明治二年[illegible]、[illegible]此地に建て[illegible]る、[illegible]、東[illegible]理に當てあるを以て、親王[illegible]の故跡とし[illegible]、[illegible]に記帶せらる。明治六年、官幣中社に列す、鎌倉の東北十町

潮中紀行云、覺園寺南里許、山下田畝間、故東光寺也、其東山是右地牢、[illegible]兵部卿親王[illegible]、[illegible]也、披荊棘而見之、[illegible]穴[illegible]六尺、[illegible]、口窄内寬、可坐二十人、穴口觸頂、不可直入、[illegible]、按に、鎌倉の俗岩窟を矢倉と云ふ、日千を以て數ふ可し、蓋或は納骨して墓所とし、或は置像して廟宇に擬し、或は倉庫に代へて稻穀薪炭を貯へ、或は弓矢具足を藏す、矢倉の名も[illegible]矢倉[illegible]しより起りて、一般岩窟の異名となれるならん、潮中紀行に「此山中[illegible]、必多土窟、[illegible]若窟之、其[illegible]方正[illegible]也、蓋當時[illegible]人、皆於是也、俗通呼曰[illegible]、未詳何義」、又游相紀行に「[illegible]倉之山、在々有窟[illegible]、大者丈、小者二三尺、甚衆、不知何故也、[illegible]穴[illegible]、[illegible]土人[illegible]石倉、日本[illegible]人、[illegible]造一窟、是地不足也」と嘲れるもの是也。蹟物は固より疑なし、其國人と云ふには[illegible]し[illegible]に大塔宮護良親王の土牢に至りては、最信じ難し、土牢[illegible]の説にて、[illegible]の室の義なれば、「殿屋中の一間」にてならずいふことは、建武二年五月（元弘日記要書、梅松論、保暦間記等、皆元年十一月に係く、今は太平記に從ふ）足利直義大塔宮を東國に下し、土牢を構へて禁錮せしが東光寺なり、太平記曰「五月二日、宮を直義朝臣に渡されければ、數百騎の軍勢を以て、路次を警固し、鎌倉へ下し奉りて、二階堂の谷に土の牢を塗てぞ置進らせける」云々、按ずるに、此文意を土穴中に禁錮せしと見當し、此邊山腹の土穴を、護宮土牢の遺蹟なりと云へば、後世附會の妄說なり、太平記の文意を按ずれば、土もて塗籠たる獄舍を云へるにて、元より山腹などを堀穿し土穴とは見えず、[illegible]に牢を塗ると云ひ、[illegible]宮[illegible]する條に「[illegible]」と記し、[illegible]とあるも見て土穴ならざるを[illegible]るべし、[illegible]當時には[illegible]の藥師堂谷の[illegible]と記し、[illegible]、新[illegible]日記等には、[illegible]く東光寺にて[illegible]とある、[illegible]其[illegible]たりと云ふべし

東光寺址（トウクワウジ）

[illegible]、東光寺址は[illegible]宮の[illegible]の[illegible]、[illegible]藥師堂谷の東南にて、永福寺址の北とて、十[illegible]段[illegible]石[illegible]にて、内八[illegible]き許也

東光寺、弔大塔兵部卿親王、　義堂
塔影稜々半入雲、[illegible]、[illegible]天恩、
門外兵庫[illegible]日營、山鳥年[illegible]、[illegible]何識舊王尊、
興亡不上禪僧眼、只見螢光鳥獨存、〔空華集〕

東光寺は東鑑に其名見えず、新記に永福寺藥師堂を以て東光寺に引きあてしは非なり、且醫王山の號を東光寺のものとせるも非なり、醫王は即永福寺の山號なり、東光寺は伊豆山東光坊の閑居にて、伊豆山の舊舍號を採りたる耳（東光坊は東鑑に載せられ、[illegible]法師也）寬長元年、[illegible]寺[illegible]、寶[illegible]寺に寓して寂せり、時に寺塔を[illegible]に營つること、高僧傳に見ゆ、永和二年義堂當寺に大淸を請じ事、日工集に見えたり、されど當時伽藍の存在し、堂塔燒亡せしは是より後の事なるべきか、今[illegible]なし（[illegible]記に東光寺邊に、大塔宮土牢跡とて、今宮中二段に穿てり、「[illegible]二間許」是れ建武二年直義大塔宮を禁錮せし所と云へど、恐らくは前後に[illegible]如く、後人の所爲にして、全く附會せしものならん、されど[illegible]名の[illegible]なれば、姑く爰に附記す、又或說に、此邊の人民、往古は山腹を穿ちて穴居せりと云ふに據りて、是もさる類なるべきか）

藥師堂谷（ヤクシダウガヤツ）

鎌倉宮と[illegible]との間、北に深く入する谷を[illegible]谷にして、長十町許。其奧に覺園寺あり、寺背の峯嶺に[illegible]百五十米突許に隆起し、鎌倉に於て最高と稱せらる、

東鑑、建長三年十[illegible]、藥師堂谷[illegible]、二階堂、大倉、南[illegible]宇佐美判官祐泰、云々、弘長三年三月十日、故右京兆[illegible]大倉藥師堂、日[illegible]加修造、云々

覺園寺（カククヰンジ）

新志云、鷲峰山覺園寺[illegible]、永仁四年、北條貞時の建立にして、[illegible]、[illegible]十一[illegible]作す、[illegible]、太平記に藥師堂谷とあるは此地なり、今[illegible]宗[illegible]、[illegible]七[illegible]、[illegible]記云、覺園寺は義時の始めし藥師堂にて、東鑑「建保六年、七月九日未刻、

在京兆（義時）迹、仍大倉郷、於南山際、卜便宜之地、建立一堂、可被安置藥師像云々、是昨日將軍家御出鶴岳之時、被參會、及曉夢中藥師十二神將內、戌神奉子枕上曰、今年神拜無事、明年拜賀之日、莫令供奉、御覺夢之後、尤恠異、且不得其意云々、今曉夢之間、不及日次沙汰、可被建立梵宇之由、被仰云々、と載せたり、帝王編年記に義時建立の藥師堂を新御堂と稱すとあり。〇今按に、覺園寺は義時建立の大倉郷南山の梵宇にあらず、二階堂の北なるを、何ぞ南山と混同するを得ん。蓋初め南山に建てしを、寬元元年二月、故前京兆崇敬、大倉藥師堂燒亡、本佛奉取出）火に罹り、北山に移し造營したる歟、建長以後にも、大倉藥師堂の名連見す、永仁に至り更に改稱に就ける如し。

高祖傳云、釋智海、字心慧、別號道照、不詳本貫、侍宗[illegible]室、傳受毘尼、從傳密乘、從忍性承通受潅頂、永仁四年、副元帥平貞時、開創鷲峯山覺園律寺、延爲開山、首揭律儀、化門弘多。乎德二年圓寂、覺園寺者、心慧上人所建立也、奇峯幽曉、深谷蒼翠、視此幽邃創於其趾、導北洛泉涌之派流、排東海律藏之講席、武相戒宗、六英傳時聞、自東自西、三學編侍輻輳、去永仁四年、副元帥平貞時朝臣、[illegible]討先考之奠、捨財貲營造之者矣、自詡丹楹、設堂宇之壯麗、千什畫棟、施廊廡之形奇、爾後造立塔婆、准擬阿育王、弘願風迭起、特賜金剛寶殿題、寔相州之名藍、治内之法窟也。〇舊記云、覺園寺地藏堂は大地殿の額を掛く、黒地藏と稱呼し（鎌倉年中行事に見えたり）又里俗は火燒地藏と唱ふ、此堂古くは鎌倉[illegible]に在しを、後理智光寺開山僧願行此に移せしなり、往時此像燒佛にして、奇瑞多かりし事、沙石集に見えたり、高僧傳願行が傳中にも此事あり。〇覺園寺の背山に岩窟（ヤグラ）多し、近年探見して百餘を數へたり、石塔及び人骨の遺存に依り、皆葬穴にして納骨所たるを知らる、塔銘及び壁の彫刻種々ありて、應永四年を最古銘とするよぞ。〔歷史地理雜誌〕

大樂寺（ダイラク）　覺園寺域内ノ方にあり、古は胡桃（クルミ）谷に在しとぞ、今も彼地に舊跡あり、故に胡桃山千秋大樂寺と號す、此に移せし年代傳はらず、開山は公珍と云ふ、常樂記曰、文和元年十月、大樂寺東堂光珍圓寂、云々、本山不動鐵像記に「釋願行、相州鎌倉胡桃谷、住大樂寺」云々とあるに據れば、公珍より已前既に願行こゝに住せしなり、さては公珍をもて開山祖とするは疑ふべし、恐らくは當所に移せし中興開山を誤り傳ふるならんか、本尊不動、鐵像にて願行作なり、俗に試の不動と云ふ、是大山寺不動を鑄し時、先試に鑄たる像なりとぞ、今猶理智光寺の山上に此像を鑄し跡もあり〔新記〕

永安寺址（エイアン）　二階堂谷の内、鎌倉宮の東北六町許、瑞泉寺の下にて、路より北に遺跡をつたふ、足利公方氏滿の廟寺にて、應永五年薨じ此に葬る、即永安寺道合と諡す。永享十一年二月、公方持氏此に入り自刃す、事永享記に詳なり、後廢して瑞泉へ併す。

弔永安墟　　尾　　清

永安寺堵知何處、小楽峰內落日[illegible]、一徑櫻花山雨後、數聲啼鳥古堂前、上書進見明主、[illegible]同天壤傳、東海後裔來問古、春風滾々涙痕潸〔舊記稿〕

上杉憲實記云、永享十一年二月十日卯の刻に、持氏永安寺に御自害あり、義久も報國寺にて自害し給へば、御供の侍三十餘人一所にて自害し畢、折節吹風烈して、鎌倉中の堂舍僧園、谷七郷在家迄、一宇も不殘灰燼と成、中にも哀成しは、永安寺三重の塔に、御籠所を御數十人の女房達、形を隱御坐しを、其とは不知、下より火を付、燒殺けるこそ悲しけれ、春王殿安王殿は、乳の女房甲斐々々敷て、下野國日光山へ落し、衆徒を賴深く隱奉る。

瑞泉寺（ズヰセン）　鎌倉宮の東八町許、西面して山腹に在り、錦屏山と稱し、臨濟宗、近世三十八貫文の用輔を侍へ、圓覺寺に屬せり、足利公方の廟寺の一也、瑞泉は基氏の所領にて（基氏、法名玉岩昕公）今に基氏、氏滿竝に詠石の遺像を置く。

壬寅冬、瑞泉庵若居士、和通見寄、有懷南將軍淳公、兼簡幕下諸公、　　義　堂

汗馬防邊十二年、歸來故里問先賢、春風不老十字酒、曉日旗旄鳥戶煙、鳥報芳音鶯剝啄、山迴喜色動連娟、野人擬進甘棠詠、君子庭歟杖杜篇、將軍好馬自[illegible]年、儒雅風流也復賢、借問當今分厚薄、何如早揭春帶煙、受軍命上南[illegible]、典午[illegible]、回首青雲猶咫尺、求匪[illegible]下居篇〔空華集〕

再入瑞泉

白髮重來住此山、傳人咲我未甘閒、青熊古物依然在、月滿松門夜不關、　　孟　高

高僧傳云、釋疎石號夢窓、嘉曆元年季秋、寓相之南芳菴、平師延住淨智、還嘗開錦屏山瑞泉寺。〇空華日工集云、貞治六年四月二十六日、昔時君（基氏）薨矣、余乃入府、遂宿于瑞泉寺、首指安房群房、再謁瑞之夢、二十七日、往[illegible]侍者、借執余之所著羅衣付之、裂裝乃府君所藏也、余上堂告衆、仍吉傳之法、兩閉頷、請五山諸長老引導、中誦讀日、聖斤剛正禪偈詩、頁邊倫贐尺布詞、講誦々子薦後、瑞泉甘露酒[illegible]枝」（鎌倉大草紙云、應永五年十一月、氏滿四十六歳にて御逝去、去年冬より精進潔齋にて御讀經、逆修の御弔御勤有ける、永安寺殿と號す、瑞泉寺に於て御弔、又小祥忌には奧州の稻村滿貞公より執行せらる。〇新記云、長春院とは持氏の塔所なり、後世墳墓の所在詳ならず、今名越別願寺に持氏の墓と傳ふるものあれど、其實定かならず、勝光院とは滿兼の塔所なり、墳墓の所在詳ならず。

一覽亭址（イチランテイ）　瑞泉寺の後峰に上り、十八曲坂に登ら、此に

造すべし。嘉暦中建長寺の清拙和尚亭記を作る、東西五山の衆僧詩を寄せて相唱和し、遂に[illegible]を成す。一覧亭は元禄の頃、水戸光圀卿より山上に一堂を建立ありて、千手観音像を安し、其傍に葉を建て、堂に[illegible]一覧亭集の原本を收[illegible]りて[illegible]置れしとぞ、天明中火災と共に破壊す「[illegible]記」

天封尺地許歸依、致遠鈎[illegible]自由、到此人々眼皮綻、河沙風景我肉[illegible]、「夢窓語録」　夢窓

兩々峰巒翠作堆、日高[illegible]地着[illegible]埃、[illegible]下外、何事本[illegible]指下来、「一覧亭詩集」　[illegible]

闌干[illegible]鈎[illegible]、境視三山[illegible]十洲、翠玉一峰知岳巣、青[illegible]九點見[illegible]湖、[illegible]、使[illegible]招手[illegible]、[illegible]其[illegible]、　旭　元　明

河南陸仁、字元良、[illegible]、[illegible]學教授、避亂[illegible]多[illegible]、已酉三年矣、近聞青山[illegible]續、[illegible]寄贈、有錦屏詩、戊申夏四月、余自[illegible]西、適與曼陀上人會于[illegible]、[illegible]富可觀也、且[illegible]相[illegible]出水之秀、[illegible]、因思像其勝作、四句一首、併簡承堂禪師、[illegible]、日本諸山秀可觀、錦屏有更好峰巒、乾坤一[illegible]、[illegible]相連十八盤、[illegible]絶頂探得時、試問危[illegible]、[illegible]古刹、攀斷崖數十丈、[illegible]之所在、[illegible]不存、枝茂林深、四面[illegible]、十[illegible]二、[illegible]富士之半嶺、近則鶴岡之[illegible]、[illegible]寶地、四衆[illegible]之[illegible]、一木可支之公案、呼[illegible]之[illegible]、[illegible]求[illegible]易識焉、[illegible]作一覧亭詩日、東[illegible]西富士[illegible]、[illegible]有[illegible]、「[illegible]藏」

理智光寺址（リチクワウジ）　[illegible]宮の東五町許、永安寺の南塔を理智光寺山と稱し、大塔宮の墓標石塔婆を置く、近世まで此山下に理智光寺あり、四[illegible]學なりき。[illegible]云、理智光寺は今二階堂村の後に在り、大塔宮の石塔は其山上に在り、[illegible]伊賀守、藥師堂谷へ駆着し、塔宮を害し奉りけるに、[illegible]生たる人の如し、[illegible]見て、[illegible]の首をば[illegible]、傍の[illegible]へぞ投捨てて[illegible]ける、理智光院の長老か[illegible]る[illegible]取奉りて[illegible]。○[illegible]、[illegible]律師、[illegible]、[illegible]

[illegible]刹、名[illegible]出安養院、又五大山明[illegible]

歌橋（ウタハシ）　[illegible]谷村の東北五町、二階堂川の末に架し、其川此にて滑川に會す。

杉本（スギモト）　大倉の東にして、淨明寺の西とす、今二階堂の管内にして、觀音堂あり、杉本寺と云ふ、三浦大介義明の嫡子を杉本太郎義宗と云ふは、此地名を名のれるにや、又[illegible]に「建武四年十二月二日、斯波長家[illegible]當時[illegible]下、[illegible]杉下城數輩被打」とある杉下も此にて、當時防禦の營案もありしにや、[illegible]志和三郎家長、杉本觀音堂にて腹切りて[illegible]、[illegible]次、同[illegible]、[illegible]鎌倉記[illegible]日、建武四年九月廿二日、[illegible]引入鎌倉、[illegible]日四日合戰廿五日杉本城落了、元弘日記裏書日、延元二年九月、[illegible]王並顯家卿有西征之義、於鎌倉小壺、杉本、前濱[illegible]合戰、官軍皆有[illegible]

杉本觀音堂（スギモトクワンオン）　[illegible]云、堂は大[illegible]山杉本寺といひて、坂東[illegible]札所第一なり、開基は行基にて、東[illegible]に[illegible]治五年十一月、大倉觀音堂回禄、別當淨[illegible]坊[illegible]、本尊[illegible]、「[illegible]衣[illegible]、[illegible]云々、建久[illegible]年九月、[illegible]下當[illegible]大倉觀音堂、是行基[illegible]接、[illegible]也」「[illegible]」[illegible]也、累年風霜侵、兩[illegible]殘[illegible]也、殊有[illegible]、[illegible]修理以准布二百段奉加之給、云々、今寺領五石六斗。○此堂[illegible]、草字[illegible]にのこれりと[illegible]、[illegible]鎌倉最古の[illegible]ならん、[illegible]行基草創とあるに[illegible]、[illegible]前の[illegible]刹は此一場を推すのみ。

淨明寺（ジャウミャウジ）　今鎌倉町の大字にして、二階堂、杉本の東なり[illegible]に[illegible]る、[illegible]云ふ、背に[illegible]山、[illegible]ち、谷奥は十二所に[illegible]る、[illegible]は[illegible]に出て、或は浄妙に作る。○胡桃谷（クルミ）とは、浄妙寺の東にあり、[illegible]記に此地名見えたり、「くるみが谷にて、[illegible]鎌倉山の山からの[illegible]が谷に[illegible]なき[illegible]らんと」[illegible]　山[illegible]　[illegible]

一路深青蒔、可憐今古情、山河千里固、溪谷七鄕名、[illegible]

浄妙寺（ジャウメウジ）　二階堂谷の東南の谷に在り、杉本寺の東四五町、[illegible]稲荷山と號す、近世寺領四貫三百文。[illegible]記曰、足利尊氏の父、讃岐守貞氏の廟寺とす、[illegible]、[illegible]、元應元年、[illegible]、元亨二年[illegible]、改[illegible]、[illegible]、[illegible]見るに、[illegible]て春の草に[illegible]、[illegible]に[illegible]、今に少宰[illegible]花開き、五葉の遺薫あ[illegible]、[illegible]の眉白き[illegible]語る、此山に杉の木高き社に[illegible]、[illegible]也、白[illegible]、[illegible]祥瑞あり、[illegible]手向侍り、往古の緣起失て何の御神とも知らずと云へり、さては此御社は大織冠の御鎮座なり、山なる鎮守は、彼[illegible]、[illegible]鎌倉山見たりと覺て、云々」

延福寺址（エンフク）　浄妙寺境内、西北にあたる、足利尊氏の舊[illegible]所なりしと、[illegible]

[illegible]門(直義)此に幽す。〇南山巡狩録云、正平七年正月、足利直義入道は鎌倉にうつり、延福寺といふ僧坊に、附したがふ侍一人もなくして幽居せられ、警固の武士をすゑられしかば、明くれ歎息せられける、然るに俄に黄疸といふ病により卒せられしよし、世に披露ありしかど、まことは鴆毒にて卒去せられしとぞ、行年四十七才二月廿六日也

大休寺址(ダイキウ)

延福寺址(浄妙寺境内)の西とす、足利直義の菩提所にして、其神靈を大倉二位明神と稱せり。臥雲日件録、寶德四年、寄書慈聖院、昔大藏明神之事、爲錦小路殿(足利直義)死後、頗有神靈、故祭之爲大藏明神、蓋鎌倉有大藏谷也、圓偏院殿亦號新大藏明神、蓋醍錦小路也、浄妙寺傳略記、從三位源直義、世稱日本副將軍、拳覺智禪師室、透得鐵關、薙髪號惠源入道、當誓言、建六十六州于六十六梵刹、先創大休寺於當山、請覺智禪師爲開山祖。

鎌倉公方邸址(カマクラクワウバウ)

浄妙寺の東南の白田にして、分内狭し、蓋足利義氏以來の舊宅なりしを、基氏の時東國の管領職と爲り、仍此に治め、其子孫に至り、遂に京都に比擬して公方の俗稱あり。

湘中紀行云、明王院東、平曠若眠者、故鎌倉基氏邸也、初鎌倉盛時、足利氏世家于此、自尊氏覇天下、居于京都、次子基氏鎮守關東、仍在焉、其後世有持氏出奔、既而其少子成氏來歸、修舊宅而居之、亡何遷古河、舊宅遂廢、鎌倉人猶呼其故址也、不敢踰之、[illegible]云

舊志云、公方屋敷とは浄明寺の東の芝野也、此は足利氏の舊宅にて、關東管領相續て居住、寶德元年二月、成氏鎌倉へ還住、則此に御所造營ありて、繁昌の時、京に似せて將軍、或は公方と申したり、故に今も公方屋敷と云ふ、成氏古河へ退かれし後も、子孫に至るまで、鎌倉へ歸らんと、しばしば鶴岡宮へ願文を捧げらる、されば人民も何れの時にか、公方御歸りあらんとて、畠にもせず、今に芝野にして置くとぞ、里老物語れり。〇新記云、浄妙寺の足利邸は、足利義兼以來、歴世居住の宅ならん、大藏谷邸と云ふ、太平記に、足利尊氏の京都に向ふや、二男千壽王を人質として、大藏が谷に留め置きしに、元弘三年五月二日の夜半、千壽王潜に大藏が谷を落て行方しらず、北條滅亡の後、千壽王下野國より再び此に還住すと云へり、又直義が將軍成良親王の執權として關東に下向の時も、此に居住せしなるべし、建武二年、千壽王叙爵せられ名を義詮と改め、東國を管領し、四年(延元二年)南朝奥州の國司北畠顯家鎌倉を攻むる時、義詮此に在りて軍事を指揮せり、貞和五年、義詮上洛の後は、弟基氏代りて關東管領となる、孫滿兼の時、應永十六年六月、失火して殿宇悉烏有となる、其年十二月造營成る、十七年滿兼逝し持氏嗣く、二十三年禪秀の亂、持氏一旦此を沒落して駿州に走り、廿四年正月、禪秀平きて持氏又此に還れり、其後京都と不和を釀し、永享十年十一月、三浦時高等當所を燒撃し、持氏沒落に及ぶ、此第廢蕪する凡九年なり、文安四年十一月、持氏の遺子成氏管領となり、又此に還住す、然るに執事上杉憲忠と不和の事より、享德三年十二月憲忠を殺す、康正元年六月、今川範忠京都の下知を受け、鎌倉に攻め入り、此第を始め神社佛閣等を燒拂ふ、成氏敗れて古河に遷る、此時より永く廢跡となる、世に傳ふる寶德元年新造の圖に依れば、東西八十六間四尺南北百一間四尺と云ひ、此歩積凡八千八百十一歩餘にして、丑の隅二丈四方を欠きたり。

十二所(ジフニシヨ)

今鎌倉町の大字にして、浄明寺の東なれば、大倉谷の奥にあたる。其東限は朝比奈切通に達し、南に山を踰ゆれば田越村の域内とす　十二所とは熊野神を祭れる祠堂あれば也、十二郷谷とも稱す。

大草紙に「管領持氏、大藏谷の御所敵に圍まれければ、逃れ出でんとすれど、搦手は敵勢を竟き固めける間、岩戸の上の山路を廻り、十二所に掛り、小坪へ打出、前濱を經て佐介谷へ入らせ給ふとあり、湘山星移集に同事を「被召御馬、十二所懸小坪、打出前濱、佐介入給」と述ふ。

明王院(ミヤウワウヰン)

十二所の西にて、公方屋敷の東に隣り、其間に山の尾押出たり、本尊不動尊、里民大行寺とも云ひ、昔の五大堂の址にて、今に眞言宗を奉す。(寛永中、四尊燒亡せりとぞ)

嘉禎元年正月、御願五大堂建立事、相州、武州、度々巡檢、被選鎌倉中之勝地、去年雖被定城太郎甘繩地、猶不相叶、頗思食煩之處、相當于幕府鬼門方、有此地、毛利藏人入道西阿領也、依爲御祈禱、相應之所被點之、即被引地訖。二月、於五大堂地、可被崇社之由、有其沙汰、可爲可被點堂後山麓、意見區分、但山者自堂地高所也、可爲何樣哉之由、被仰合有職並陰陽道、如此鎭社之地事、訪所處之例、强不及其高下、宜依地形之由。仁治元年十月、五大堂内、可被建北斗堂之由　有其定。二年八月、新造北斗堂、被安置三尺北斗七星像、並一尺二十八宿、十二宮神神體、及三尺一字金輪像等、入夜被行堂鎭法、同御祭等、建長四年七月炎旱、又及數日、仍有雨事、被仰勝長壽院、永福寺、明王院等。(東鑑)

至德四年七月、權僧正賴印、目安、右鎌倉明王院者、七條將軍入道殿御願として、四高重鎭の隨一也。(寺藏文書一)

大慈寺址(ダイ)

十二所の南なる谷により、大行寺の東南三町許道路の南傍とす。新御堂とも稱し、建暦二年將軍實朝の創營せる者にて、壯麗の堂閣なりしと云ふ。

建暦二年十月、爲被新造堂舍、渡御大倉、相州以下人々、多以扈從、今日始及山水奇石等沙汰、此所有河有山、水木

其寺其跡、地名之靈地、恐可冒偶安云々、建保二年七月、大倉大慈寺、號新御堂、供養也、十月十五日、於大慈寺、舞樂上曾正、修行舍利會、安貞元年、於大慈寺郭内、有二位家第三年忌、武州爲追福、被立丈六堂、建長四年十月、大慈寺供養也、當寺本堂、丈六堂、新阿彌陀堂、釋迦堂、三重塔、鐘樓等、悉破損修理、皆美矣、寺跡古跡。〔東鑑〕○新記云、大慈寺廢せし時代考ふるに由なし、その舊跡は丈六堂の跡、南の谷に在り、丈六と字するは丈六堂の跡とす、今に堂ありて、佛像の首を置く、大さ三尺許。

光觸寺（クワウソクジ）

十二所谷の中央にあたり、鶴岡より此に至る凡廿五町、五大堂の東五町許、時宗の道場とす。此本尊を頰焼阿彌陀と云ふ、文和四年乙未建日、京都に大佛師有、雲慶法印と號す、將軍右大臣家の招きに因て下向の刻、鎌倉の住人すくりの氏女町の局、雲慶に對面して、此佛を作らしむ、本迹の三尊、長六尺の三尺なり、爰に萬歳法師と云ふ下法師あり、安置爾陀を念じけるに、氏女怒て左の頰に火印をさす、退て見れば火痕なし、本尊を見るに火印の痕あり、此奇異に驚て、田代の何阿闍梨に寺地を請て、此今谷に岩藏寺と號し一字を建立し、本尊を安置す、世にこれをかなやき堂と云ふ、萬歳法後に夫婦に誓を結び、剃て尊を念佛し、名號を書て商ふ、、大往生を遂ぐと、云々○新記

朝比奈峠（アサヒナ）（峠）

十二所の東偏にして、光觸寺より北へ十二町、嗣に至り、更に東に登る、其切通の邊は鶴岡を去る凡一里とす。切通を東に下れば峠と字する小部落あり、地勢は今く六浦金澤六浦に屬すれど、今鎌倉町の管内とす。

新記云、朝比名切通は鎌倉七口の一なり、其孔道十二所村界にあるを大切通と云ふ、大切通より一町程を隔て東方にあるものを小切通と呼ぶ、共に鎌倉より六浦への往還に當れり、仁治元年十一月、鎌倉與六浦津之中間、當可被當道路之由、有議定、今日也經、打丈尺、被配分御家人等、明年三月以後、可造之由被仰付、二年四月、六浦道被造始、是可有急速沙汰之由、去年冬雖有評議、被治定路、爲大犯土間、明春三月以後、可被造之旨、重治定云々、仍今日前武州令監臨其所給之間、諸人群集、各運土石云々、五月十四日、六浦路造事、此間頗懈緩、今日前武州監臨給、以泰馬令運土石給、仍觀者莫不奔走〔東鑑〕○鼻缺地藏は往還の北側なる岩腹に彫たる像なり、〔長一丈許〕是より東方鎌に一間許を隔て、武相の國界なり、故に界地藏と云ふ、土俗相傳へて、昔此像を信ずる者多く、香花を供すること絶えざりし故、花の地藏と云つるを、後訛りて鼻缺とは唱へりと、古の鎌倉四境の東界六浦是也。○東中記行云、夫倉の町を出て、出足有難義、寺應地藏前、是武相兩州界也、爭日界地藏、已西入相州、行可二里餘、有鶴岡之高明宮、鶴岡日則此臣門前有、高寸十尺、其左右可之、且道六浦道也、由此人以多力聞、故家世擧稱之耳、在丁也、義寺一夜鑿之、譯矣。

絹張山（キヌハリ）

大倉谷南側の高峯にして、海抜百二十五米突、名越の北に峙ち、寺の管内とす、衣張山は東なる小嶺にして、公方屋敷の正南に當る、との間を宅間谷と稱し、の東を泉水谷と稱す。

宅間谷（タクマ）

是は繪師宅間の人々の住みし地とぞ、鎌倉の人、宅間守に至りて鎌倉に至り、其子仍て繪經に仕へたり、爲行の同胞澄賀、勝賀、並に當代の名人とす、子孫その家業をつたへ、鎌倉歷代の畫風、此一家に外ならず、○新記云、宅間谷は報國寺の邊を云ふ、當時宅間左近將監爲行住居の地にして、此名ありと云ふ、故上杉兵部少輔憲顯も此地に住せり、永和二年四月、能憲が病を訪ひし事、日記に見ゆ、全何間兵部、草々發足、入道、明日晩也、一入兵部宅由移住には、上杉憲顯、舍弟宅開伊豆守重能、舍兄兵部能憲、云々。

報國寺（ハウコク）

絹張山の下、宅間谷に在り、浄妙寺の門前より滑川の橋（渡月と名づく）を渡り此谷に入る。此寺に足利尊氏の祖父、伊豫守家時の菩提所にて、近世寺田十三貫文を傳へしが、今は大半を失て毀壞す、臨濟宗。

高僧傳云、釋慧勤、號天岸、出伴氏、武州比企郡人、元亨二年春、受請、住相州勝寺、建武元年、伊豫守源家時（足利氏）建報國寺、請師爲第一世、建武二年三月寂、行年六十三、。

犬懸谷（イヌカケ）

絹張山の北麓にて、滑川を前にし、宅間谷と釋迦堂谷の間なれば、杉本寺の對向とす。

新記云、犬懸又犬駈にも書る、俗に衣掛とも云ふ、平家物語に、治承四年八月、由比濱合戰の時、三浦小太郎義茂、鎌倉（犬懸坂なるべし）に立たりけるが、合戰のことを聞き、馬に打乘、犬懸坂を馳越て、名越へ出るとあるは、（犬懸谷の上）釋迦堂谷より名越へ出る道、今に在り、此邊に、足利公方の時に、管領上杉家の一族朝宗入道禪助、此邊に居宅し、犬懸殿と稱したり、其子氏憲、法名禪秀も、犬懸入道と稱せらる、上杉憲顯其子朝房、其子朝宗なり（東日、寬元三年三月、日、永享十年、武朝高、十月三浦介時高、忽に遁世を起し、十七日、二階堂の人々と引合、大藏犬懸等へ合戰し、數十軒の在家へ火を懸たり。

釋迦堂谷（シャカダウ）

犬懸谷の西隣とす、昔は佛寺ありければ此名出づ、新記云、釋迦堂の本尊は、今杉本觀音堂に置けり、

元仁元年十一月、故義時周闕追福の爲、泰時伽藍を建立し、嘉祿元年六月、供養を遂ぐ、後廢せし年代傳はらず。

大御堂谷（オホミダウガヤツ）　今鎌倉町雪下（ユキノシタ）の管內にして、釋迦堂谷の西隣なる狹谷なり。分內最小なれば、殆建造に地なきが如くなれど、勝長壽院を置かれし谷なれば、貞應二年、海道記に、

南の山の麓に行て、大御堂新御堂を拜すれば、佛像鳥瑟のひかり、瓔珞眼にかゞやき、月殿畫梁のよそほひに、金銀色をあらそふ、

とある是也。大御堂は勝長壽院にして、新御堂も此に在りしなり。○貞應二年四月、勝長壽院奧御堂、同傍御亭等、上棟也、八月、南新御堂供養、本尊彌勒像也、是挺守、右大將姬君、早世之時、爲御追善、既欲被建立之處、幕下薨御之間、今被果彼素願。海道記に新御堂とあるは則此堂なり、記者今年四月造營中來りし事なれば、かく書せしなるべし、二位尼此に住し、御堂御所とも、尼御所とも稱せられき。

勝長壽院址（ショウチャウジュ）　新志云、大倉幕府賴朝屋敷の南向ひ、文覺屋敷の東隣を阿彌陀山と云ひ、勝長壽院の舊跡とす。之を南御堂とも、大御堂とも云ひ、「元暦元年、柳營の東南に當り、靈崛あるを卜して、梵宇を建て、故左典廐の廟寺と爲す」とある亦是也。

雨そぼふれる朝に、勝長壽院の梅、所々咲けるを見て、花に結び付侍りし「古寺の朽木の梅も春雨にそぼちて花も綻びにけり」三月末つかた、勝長壽院に詣たりしに、ある僧山陰に隱れたるを見て、花はと問しかば、散ぬとなん答へ侍りしを聞て「行て見んと思ひし程に散にけるあやなの花や風たゝぬまに」櫻花咲とみしまに散にけり夢かうつゝか春の山風」七月十四日の夜、勝長壽院のうらに侍りて、月さし入たりしに讀る一詠ぬやる軒のしのぶの露のまにいたくなふけそ秋の夜の月」〔金槐〕　實朝

東關紀行曰、大御堂と聞ゆるは、石巖のきびしきをきりて、道場の新なるを開きしより、禪僧菴を並べ、月おのつから祇宗の觀をとふらひ、行法座を重ね、風とこしなへに金磬の響をさそふ、云々。

新記云、大御堂、左馬頭義朝墓、今所在詳ならず、文治元年八月、賴朝先考の廟を安置せんが爲め、當院草創の事、潛に奏聞ありしに、法皇賴朝の勳功を叡感の餘り、延尉に勅して、東の獄門の邊より、義朝の首を尋出され、江判官公朝を以て、鎌府に贈せらる「九月三日子尅、故左典廐御遺骨、副正清首、奉葬南御堂之地、路次、二品着御素服」とあるがごとし、其後火災あり「康元元年十二月、右大將家法華堂前燒亡、北風烈吹、勝長壽院并彌勒堂、五佛堂塔、悉以火、但本尊及一切經等、希有而奉取出之」正嘉元年八月、勝長壽院可有造營之由被仰、本堂最明寺禪室御沙汰、彌勒堂前武州、五佛堂奧州禪門、三重塔相州、九月造營事始、翌年六月供養也」、再び造立せられて、足利殿の時まで繁榮す、

太平記曰、始め遠江の橋本より左夜中山、江尻、高橋、箱根山、相摸河、片瀨、腰越、十間坂、此等十七箇度の戰に、平家二萬餘騎の兵共、或は討れ或は創を被りて、今僅三百餘騎に成ければ、諏訪三河守を始めとして、宗徒の大名四十三人、大御堂の內に走入、同く皆自害して、名を滅亡の跡に留ける、其死體を見るに、皆面の皮を剝て、何れをそれとも見分ざれば、相摸次郞時行も、定て此內にぞ在んと、聞人哀を催しけり。

常樂記曰、建武二年、八月十八日、二十日、鎌倉中前代沒落。鎌倉九代後記曰、永德二年四月、小山落城、義政自害す、同五月朔日、氏滿鎌倉へ歸陣、大御堂に居す、十二月、氏滿大御堂より御所に歸座。鎌倉年中行事曰、正月十一日、御評定始、古筆打紙に三ヶ條記之、一ヶ條皇太神宮伊勢之御事也、一ヶ條は八幡宮鶴岡之御事也、一ヶ條は勝長壽院之御事也、上古には勝長壽院之事一年、二階堂永福寺事一年、各年に被乘之、近代永福寺回祿以後、大御堂事、每年被露。

享德の頃勝長壽院は足利成氏の弟成潤別當たりしが、三年十二月、上杉長尾の黨に一味し、野州日光山に趣き、衆徒を催て成氏に敵對す、（鎌倉大草紙に見ゆ）其後斷絕に及びし年代詳ならず、蓋成氏古河城に退去し、兩上杉氏も他國へ移轉して、此邊漸く荒蕪の地となるに隨ひ、共に衰廢して荊棘の地となりしなり、今は其礎蹟をも存せず、分內僅に二段許。

右大臣實朝の薨去するや、勝長壽院の傍に葬り、二位尼も勝長壽院の內に幽栖を營み、貞應元年七月此に移り、御堂御所と號せられ、其薨ずるや此に葬る。されば二位家、右大臣家の兩法華堂は、勝長壽院の內に在りしと知らる、後世其遺址を傳へず。醍醐三寶院門跡、應永六年所領目錄に「鎌倉二位右大臣兩法華堂別當職、寺領讃岐國長尾造太兩庄、武藏國高田鄕」とあれば、其比は勿論存在のこと歟。○承久元年正月、將軍家實朝、奉葬勝長壽院之傍、去夜不知御首在所、五體不具、依可有其憚、以昨日所給公氏之御鬢、用御頭、奉入棺、云々。嘉祿元年七月、二位家薨御、六十九、是前大將軍後室、二代將軍母儀也、於御堂御所之地、而奉火葬、云々。○新記云、南新法華堂は二位家法華堂とも號す、二位禪尼の墳墓堂なり、延應元年五月、北條泰時の沙汰として、禪尼追福の爲に堂傍に浴室を建て、六齋の日每に、僧徒をして入浴せしめられき。

滑川（ナメリ）　鎌倉の主水脉にして、大藏谷の奧十二所（ジフニショ）に發源し、西流して杉本、歌橋に於て二階堂川を併せ、寶戒寺後に至り、西南の方位を取り、小町、大町の間を貫き、由比濱に至り、海洋に入る、長五十町許。○此川、淨明

寺、大倉堂谷の邊にて胡桃川と云ふ、其下には座禪川、小町邊には夷堂川、大鳥居の邊には炭賣川、閻魔堂前には閻魔川と呼ぶ

渭中紀行云、鎌倉號一片、在、其播師內山、鐵處爲洞偽谷、宙坦夷尚洪市邪野也、故高淵閣亦一片存、溜泉蒼滑、日滑川。

ほたる火は百がものありなめり川、　梓　　宗

新志云、太平記に載するを見るに、青砥左衛門尉藤綱が屋敷此邊に有けるが、或時青砥左衛門夜に入て出仕しけるにいつも燧袋に入て持たる錢を十文、取はづして此滑川に落したりけるを、五十文を以て松明を買て尋出したるとなり、落入し錢を閑小利大損かなと笑ければ、左衛門眉をひそめ、これぞこそ御邊達は愚にして世の費をも不知、民を惠む心なき人なり、錢十文をば只今不求ば、滑川の底に沈て長くうせぬべし、某が松明を買つる五十錢は、商人の家に留て長く失ふべからずと云りとか、今按に、二程全書に程子莅官の間に運ぶ、關西の學者六七人從行、一日千錢を亡ふ、僕者の曰、長裘に遺るに非ず、必ず水を渉る時に此を流むるならんと、程子曰、惜哉、人之に其を得ば亡ふに非ず、今遣水に墜ば用なし、吾是を以て、是た歎ずと云ふ、是或に異域同談なり、左衛門が心も、程子にかなへり。

葛西谷（カサイヤツ）

今鎌倉小町の管内にして、寶戒寺の東南にあたり、滑川を前にし、小富士山の下とす。其東は大御堂谷にして、小富士は[illegible]の南なる[illegible]なりと知るべし。小富士の北東は崖岸屹立して、[illegible]高く、其下を滑川流れ、此邊に皆崖屋敷の名存す、又此地上人の寓宅の舊址なり。

葛西谷は東勝寺の舊地にして、高時入道一門[illegible]、八百七十餘人自害の事をのせたる、[illegible]に、[illegible]左衛門尉經頼、元弘三年五月廿一日より、廿二日まで於葛西谷致忠戰とあるに當る、

東鑑、承久三年五月十九日、[illegible]、京都飛脚下着、自申云、關東分宣旨御使、今日同到着、仍相尋之處、自葛西谷山里殿邊召出之、名押松丸、取所持宣旨、并大監物光行副狀、同東士交名註進狀等、於二品亭披閲

承久軍物語、押松は何とやらん、人の氣色變りてさはおしかりければ、かさゐが谷のある者の家に隱れ居たりける、云々

足利左馬頭義氏の舊[illegible]、葛西谷に在り、[illegible]二年、北條氏重此邸を造營して義氏の居所とす、小田原記曰、天文廿三年十月、晴氏御隱居、御子義氏を公方に成し奉る、是は氏綱の息女の腹に出生ありければ、小田原より御贔屓は限りなし、則京公方より御吹擧あり、義氏を後見て、左馬頭に補任あり、葛西谷に移し奉る）其年十二月、下總國[illegible]に遷り、當時は寶戒寺に舊構あり」（鎌倉記」古文書に

葛西樣方、江島岩屋の御造、一貫文錢取之、任先例、少も無納之者、兎角之儀不申上、可被納者也、仍被仰出之狀、如件、八月十五日、（虎の印）

北條寶戒寺公方屋敷之事、如前々御定被遣候、仍如件、永祿元年霜月十日、（虎の印）、大道寺、

又永祿二年役帳に、[illegible]葛西樣御[illegible]、[illegible]百貫文の地を載せり

東勝寺址（トウショウジ）

葛西谷に在り、今開きて田圃と爲す、空華集に「[illegible]、[illegible]、[illegible]」[illegible]宅、[illegible]之[illegible]、[illegible]之[illegible]なりき、北條[illegible]にして、[illegible]す、高[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]寺、[illegible]、仁治[illegible]年[illegible]東勝[illegible]、[illegible]世に廢絶したるにや、葛西谷[illegible]られし[illegible]なりけ

之

太平記云、去程に、餘類四方より亂入て、相摸入道殿の屋形近く火懸りければ、入道殿千餘騎にて、葛西谷に引籠り給ひ、諸大將共は東勝寺に打籠たり、是は父祖代々の墳墓の地なれば、爰にて兵共に防矢射させて、心閑に自害せん爲なり、云々、名越一族三十四人、塩田、赤橋、常葉、佐介の人々四十六人、其門葉たる人二百八十三人、我先にと腹切て、屋形に火を懸たれば、猛炎盛に燃上り、黑煙天を掠たり、庭上門前に並居たりける兵共是を見て、或は自腹かき切て炎の中へ飛入もあり、或は父子兄弟刺違へ重り伏もあり、此一所にて死する者總て八百七十餘人、此外門葉恩顧の者、僧俗男女をいはず、聞傳へ泉下に恩を報ずる人、世上に悲を催す者、遠國の事はいざ知らず、鎌倉中を考るに總て六千餘人なり、嗚呼此日何なる日ぞや、元弘三年五月二十二日と申に、平家九代の繁昌も、一時に滅亡したりけり。

小町（コマチ）

今鎌倉町の大字にして、雪之下の南に隣り、大町と夷堂橋を以て堺限る、小町の大路に寶戒寺前より夷堂橋に至る、昔は町を云ひ、若宮大路と滑川の間に並行す。但寶戒寺並びに若宮大路の南なる置石町の邊も、今小町の管内とす。

塔辻（タフノツジ）

新編志云、塔辻は寶戒寺の南方往還に在り、里俗の傳へに北條氏が宅の[illegible]たる所、[illegible]に下馬柱を建られしと云ふ、按ずるに太平記に北條氏滅亡の時、安東左衛門入道聖秀が、高時が舘の灰燼に逃くとて、[illegible]の如く、塔辻にて下馬すとあれば、土人の傳へ符合せり、文和元年閏二月、鎌倉合戰の時「塔辻の合戰[illegible]」見えければ、脇屋左衛門佐と小手指の合戰[illegible]、一手に成て二百餘騎、[illegible]塔辻[illegible]られけるに、[illegible]卷て引退く」ともいへり。

寶戒寺（ハウカイジ）

横大路の東南端にして、其門前に於て小町大路と

向ミ又す、寺の背は滑川に亙り、葛西谷の山を望む。此寺は北條執權の第址にあたり、元弘三年高時亡滅の後、足利尊氏奏請して之を建て、前代の跡を弔へる者とす。五代國師惠鎭の開山にして、金龍山釋滿院と號す、近世天台宗、寺領九貫文餘。惠鎭は慈威和尚と號し、圓觀僧正と稱す、後伏見帝を始めとして五代帝王の戒師たるを以て、五代國師と稱す、延元元年三月卒す、詳なる事は太平記に見えたり。

百年按主擬銀臺、大鑑重存仁義才、後苑宴酣天狗舞、前庭日羅族變衰、一朝宵血淸青燐、九世城池委赤灰、寶戒寺邊松柏裡、風含鐘磬吊今哀、　南　郭

奉寄、圓頓寶戒寺、相摸國金目郷半分事、右相摸守平高時、天命已盡、秋刑忽臻、是以當今皇帝、被施仁慈之哀憐、爲度怨念之幽靈、於高時法師之舊居、被建圓頓寶戒之梵宇、受尊氏奉武將之鳳詔、誅逆徒之梟惡、征伐得時、雄勇遂功、然間滅亡之輩、貴賤老幼、男女僧俗、不可勝計、依之割分金目郷、所寄寶戒寺也、是偏宥亡魂之恨、爲救遺骸之苦也、然則聖帝久施戢凶之化、愚臣且同伊呂之功、仍奉寄如件、建武二年三月廿八日、圓頓寶戒寺上人、尊氏源朝臣、(花押)○圓頓寶戒寺住持職、幷寺領、相摸國金目郷半分事、早如元可被致沙汰之狀、如件、建武四年十月十二日、圓觀上人、左馬頭(判)○關所事、右爲寶戒寺造營料、所被寄進甲斐國追分宿關所也、致其沙汰、可被遂造營作功、將亦寄縒於左右、不可致苛法沙汰焉、關貨錢事、右人別參文、於馬者可爲五文、更不可致過分沙汰、若亦旅人商人等、背此旨、致狼藉者、可被處其咎矣、寺家非法事、有徒費關貨、頃往來煩、不終其功者、可有改沙汰焉。(此已下缺損して年代考る所なし)(寺藏文書)

德宗神社(トクソウ)　寶戒寺中に在り、德宗權現と云ふ、蓋北條氏の諸公を祭れるにて、獨高時の亡靈に止まらざるべし。

北條五代記に「平家の亡魂ども怨を爲る由申に因て、高時が屋敷跡に、寶戒寺を建立して、多くの平家の亡魂を弔ひ、高時を德宗權現と號し、此寺の鎭守に祝給ければ、さてこそさしも靜まりぬ」とあり、太平記に、相摸入道の一跡をば、德宗領と云ひ、若州守護次第には「相摸守時宗德宗、御分國」また貞時の下にも德宗と註すれば、德宗とは北條嫡家總領の知行所の號なり。

鎌倉、過北條氏墟、　賴　杏　坪

天王寺上樓櫓吐、相州府內天狗舞、新郎反爲誅老翁、九世廟社付一炬、錦衣豮豢群閭處、一犬寥々吠禾黍、

小町執權邸址(コマチシッケンテイシ)　今寶戒寺の地是なり、東の花亭とも云へり、蓋江間北條義時始めて之に居り、相摸太郎泰時に傳へ、次に時房(相州)に傳へ、後時賴之に居り、時宗、貞時、高時と相續したるならん。

執權第址は(寶戒寺の域內なり)東鑑に小町亭と記す、初め江間殿北條義時此亭に居れり(建久二年三月、小町大路邊失火、江間殿燒亡、四年十月、若公渡御江間殿新造花亭、被獻御馬御劍等)元久二年閏七月、時政が室牧氏、實朝を謀るべき企發覺す、此時實朝の時政の舘に在しを迎て此亭に入る(牧方廻奸謀、以朝雅爲關東將軍、可奉謀當將軍家、于時遠州御亭座、仍尼御臺所被奉迎取、羽林卽入御相州亭)相州は義時也、「承元四年十一月、相摸太郎殿小町亭、並近隣御家人宅等災」とあるによれば、承久以前、泰時は此亭に在りしを知るべし、嘉祿元年七月「相州(時房)移住京兆(義時)御舊跡、日來二品(政子)御居所也」とも云へば、泰時西北亭に居り、時房は此に居れり、而も時房の卒去の後は、泰時の二孫武藏守經時、左近將監時賴此に分住す、(寬元二年十二月、武州幷北條左親衞等第、依失火災、三年六月、武州花第、幷北條左親衛亭、各有移之儀、日來新造功已成)經時歿後、寶治元年七月、相摸守重時此亭に移る、七月十七日、相州自六波羅參着、以故入道武州經時小町上第宅、(寺崎宅、是前武州舊室跡也、武州經時被相傳之處、去寬元二年十二月燒亡、然而如元新造於此第、被取終之後、于今無其主、云々)時賴經時一境に亭を分ちしならん、建長三年、時賴改造す、「十月、相州新造御亭、小町、御移徙」とある相州は時賴也、建長四年四月、宗尊親王京師より下向あり「路次、自稻村崎、經由比濱鳥居西、到下馬橋、暫扣御輿、前後供奉人、各下馬、中下馬橋東行、經小町口、入御相州御亭」とあるに徵して、當時の位置を辨すべし、文應元年二月、御息所山內最明寺亭より、幕府に入輿の時、先此亭に輿を寄せらる、「御息所入御、先寄御輿於東御亭、(原註相摸太郎御亭)轉皮寢殿、妻戶東御方被參儲、相州武州被候之、次自同西門出御、雜色二人、取松明前行、小町大路南行、入御御所東門」云々、此に相摸太郎と云ふは、時宗を指す、されど政村も執權の當時其一亭に居れり、文永二年七月、宗尊親王來臨せらる、(七月十六日、將軍家入御左京兆小町亭、)政村は義時の四男にて、左京權大夫に任ず、その後の事、東鑑闕けたりと雖、執權家の家督、幷びに當職の連署は、常に此に在住したること、推斷すべきに似たり。

貞應三年、六月廿六日、武州自京都下着、先宿于由比邊、明日可被移正家、廿七日、依爲吉日、武州被移渡舍亭、小町西北、日來所被加修理也、云々」武州は泰時なり、此小町西北の亭と云ふなも、新風土記に、寶戒寺の舊跡とせるは誤れり。西北とあれば、橫大路若宮大路の方へ倚り、嘉禎二年十二月、泰時新造の條に「日來御所北方、所被新造也」とあるにて、其方位を辨すべし。

太平記云、元弘三年五月二十二日、安東左衞門入道聖秀、三千餘騎にて、稻瀨川へ向ひたりけるが、世良田、由良、長濱が勢に取籠られて、百餘騎に討成れ、已が舘へ歸た

りけるが、今朝巳刻に、宿所は早燒て其跡もなし、鎌倉殿の御屋形も燒て、入道殿東勝寺へ落させ給ひ候と、申者有ければ、いざや人々、とても死せんずる命を、御屋形の燒跡にて、心閑に自害して、鎌倉殿の御恥を雪がんとて、討殘されたる郎等、百餘騎を相從へて、小町口へ打莅む、皆さ出仕の如く、塔辻にて馬より下、空しき跡を見廻すに、今旦まで奇麗なる大厦高牆の構、忽に灰燼と成て、須臾變化の煙を殘し、云々。○[illegible]記云、工藤新左衛門入道は、時々諫言を納れしかども、高時入道終に承引なかりしかば、高野山に閉籠り、再び人間に出でじと誓たりしが、鎌倉の事共、洛西井に聞忠を動す事多かりしかば、下着して、此程の有樣を見廻て、ふる里の昔を見ずにもとより心の中の事を思ひなさし し。

大森氏曰、執權とは連署と共に、北條泰時の時に書記せられしやに見ゆる節もあれど、其以前より既に實錄の證書に發見すれば、其に追記とのみ斷定し難し、恐らくは當時政所の別當を、に執權と稱稱し、遂て其の公然の名目となりしにはあらざる歟、されば後までも公文に連署する場合には、猶別當の名を以てし、執權と書きたるは一も見當らず、而して執權と云ふ名目の初見は、吾妻鏡年記、頼朝傳の次に「鎌倉執權、別當、前遠江守平朝臣時政、中原朝臣廣元」とあり、又同書頼家傳の次に「鎌倉執權、別當、大膳大夫、中原朝臣廣元、別當、前遠江守平朝臣時政」とあり、又保曆間記建仁三年の條にも「時政、義時、將軍の執權として、天下の事を行ふ」とあり、上の執權と云ふ名目は鎌倉後の追記とするも、別當を執權ともいひ、執權を別當とも書くを以て見れば、別當と執權とは其實同一なりと認定して可ならん、吾妻鏡を按ずるに、建仁三年十月九日の條に「今日將軍家政所始也、午魁別當遠州(時政)、廣元朝臣已下、家司等着政所」とあり、又同書元久二年閏七月廿日の條に「遠州禪室下向伊豆北條郡給、今日相州(義時)令奉執權事給」とあり、此兩條によりて見れば、時政は建仁三年以來政所別當たりしことは疑なく、義時も元久二年以來、父の後をつぎて、又別當たりしことも明かなり、因て北條氏の執權は時政を以て第一代となし、是より其子孫の繼任せる次第を示せば次の如し(鎌倉將軍次第、關東評定傳、北條九代記、建久以來連署下知等に據る)

一代、時政、建仁三年九月執權、元久二年閏七月出家
二代、義時、元久二年閏七月執權、元仁元年六月卒去
三代、泰時、元仁元年六月執權、仁治三年六月出家
(北條系圖[illegible]、五、六は[illegible])
四代、經時、仁治三年六月執權、寛元四年四月出家
五代、時頼、寛元四年閏四月執權、康元元年十一月出家
六代、長時、康元元年十一月執權、文永元年七月出家
七代、政村、文永元年八月執權、同五年三月讓
八代、時宗、文永五年三月執權、弘安七年四月卒去
九代、貞時、弘安七年七月執權、正安三年八月出家
十代、師時、正安三年八月執權、應長元年九月卒去
十一代、宗宣、應長元年十月執權、正和元年五月出家
十二代、熙時、正和元年六月執權、同四年七月出家
十三代、基時、正和四年七月執權、同五年七月出家
十四代、高時、正和五年七月執權、正中三年三月出家
十五代、貞顯、嘉暦元年三月執權、同年四月出家
十六代、守時、嘉暦元年四月執權、元弘三年五月十八日自害

關東評定傳によれば、執權は時政より守時まで十六代ありしを、然るに世俗には北條九代と稱し、殊に[illegible]などにも、北條の執權を九代となし、執權の次第は時政、義時、泰時、時氏、經時、時頼、時宗、貞時、高時、以上九代、皆將軍の執事として、政務を申行ひ、云々」と陳べたる、右の内時氏は執權とならざれば、代に數へ難し、若し父子相承にて順序に就いて言へば、時氏を入るゝに適當なれども、經時、時頼は兄弟相承せるを以て世數にかぞへ難きに似たり、又經時を代數に入れざる可らず、長時、政村、師時等の如きも亦代數に入れざれば、其在職して執權たる年限も、經時よりは長ければなり、されば何れよりするも、北條九代と云ふことは當を得ざるものと信ず、さるを世俗に北條九代と云ふは、時氏、經時、時頼以下は皆泰時の嫡統にて、經時を除く外は、父子相承けし、經時また嫡統たりしを以て、假りに代數に加へ、便宜のため稱するならん、其他に執權たりし者多しと雖、庶流なるにより、代數には加へざりし歟、參考に示さば、

一時政—二義時—三泰時—時氏—四經時
　　　　　　　　　　　　　　—五時頼—八時宗—九貞時—十四高時
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　—泰家
　　　　　　　—朝時(名越家)
　　　　　　　—重時—六長時—義宗—久時—十六守時(赤橋家)
　　　　　　　　　　—業時—時兼—十三基時(普恩寺家)
　　　　　　　—七政村—時村—為時—十二熙時
　　　　　　　—實泰—實時—顯時—十五貞顯(金澤家)
　　—時房—時盛(佐介家)
　　　　　—朝直—宣時—十一宗宣(大佛家)

是によりて見れば、執權は八世なりしを知るべし。(評定[illegible])

宇都宮辻（ウツノミヤツジ）

宇都宮辻　小町大路の東側を云ふ、嘉祿元年より十二年の間、幕府こゝに建置かれたり、即一に辻に作る。宇津宮辻、今其遺稱を聞かず、嘉禎元年幕府を移されし地にして、東鑑、寛喜二年十二月の條に、將軍家の女御

肝（大町の北、妙本寺境内に在しなり）より小町大路を導て當寺（宇都宮辻）の南門に入輿せし由を記し、嘉禎二年六月の記に、幕府（上に同し）より小山下野守朝政が宅（八若宮大路にあり）乾の方に當るや否、尋られし事見ゆ、是等に據て今の地形を推考するに、小町大路中、十字をなせる所其地なるべし。又、嘉禎元年六月、依可有明王院五大尊堂供養、將軍家爲御參堂、出御云々、御出於南門、小町大路北行、塔辻東行」これも宇都宮辻の幕府の時の事也、按するに正嘉元年十一月、若宮大路火災の時、宇都宮下野守泰綱が宅災に罹りし事あり、若宮大路は此所の接地なれば、宇都宮氏の邸宅ありし故、此地名起りしならん（新記）○宇都宮辻の府は、西は若宮小路に至り、西門ありしごとし「安貞三年正月、將軍家御參鶴岡八幡宮、御車道西門之程」云々とあるに參考すべし、南も若宮大路府の南方なりしことは、嘉禎二年六月の條に「自宇都宮辻子御所、當時（若宮大路）御所、乾方歟之由、有御疑」とあるにてほぼ知れたり。

本覺寺（ホンガク）

小町の末、夷堂橋の西傍に在り、日蓮宗、近世は本領十二貫文をつたへたり、此邊に妙隆寺、大巧寺、大覺寺など同宗の寺院多し

新記云、本覺寺は永享年中の草創にて、開山を日出と云ふ、當寺は東國法華宗の小本寺なり、日朝（當寺二世）身延山に在し時、當寺三世日耀へ贈りし書に、總して東二十三箇國、別して關八州の僧錄に任し置事に候へば、萬端制法肝要に候云々とありし由、鎌倉志に見えたり。

鎌倉郷（カマクラ）

和名抄、鎌倉郡鎌倉郷、訓加萬久良。○今諸郷の舊置の跡を推し、小町、大町、亂橋、材木座の邊なるを知る。即荏草郷の南、埼立郷の東とす。蓋鎌倉とは、鎌倉、荏草、埼立三郷の總名なりしが、郡里を置かるゝ時、三郷に分ち、其東南を特に舊名に因り鎌倉郷とせられしならん。開府の後に、大町小町の名が此に出でしも、鎌倉の本郷なれば、特に大町小町てふ、主要の街衢を命ぜられしを知る。舊編鎌倉志に、

和名抄に、鎌倉の郷あり、いづれの地をいはんか、定かならず、大臣山を鎌倉山と云へば、雪の下といはんか、

とあるは、精ならず。天平七年、相摸國封戸租交易帳、鎌倉郡鎌倉郷、參拾戸、田壹佰參拾五町、云々。

民も又にぎはひにけり秋の田を刈りてをさむる鎌倉の里〔歌枕名寄〕　寶方

大町（オホマチ）

小町、夷堂橋の南にして、西に滑川を帶び、東に比企谷、名越の山谷を支へ、巷路十字を成し、南方は亂橋、材木座に至る。鐵道此間を東へ貫き、名越坂の隧洞に向ふ、鶴岡より大町の辻まで凡十三町。

新記云、鎌倉繁榮の頃、商賈の居住の區は、夷堂橋を境とし、以北を小町と唱へ、以南を大町と稱す、其中央の通衢を大町大路と呼び、其他米町辻、名越、魚町、武藏大路等の町名あり、東鑑、建保元年和田合戰の條に、大町大路、米町辻等の名見えたり、又三日の條に、武藏大路の名を擧げ、此日義盛重て御所を襲んとせし條に、名越の名見ゆ、又同時町大路に上總三郎義氏陣を張ると記し、法眼辨覺と中山太郎行重、町大路に戰ふと見えしも、當所の事なり。

米町（コメマチ）（穀町）

今大町の西にて、滑川（此には夷堂川とぞ）をわたり、若宮大路二之鳥居に至る民巷を云ふ。古書に穀町（コクマチ）とも唱へり、和田合戰の時、東鑑「建保元年五月二日、武田五郎信光、於若宮大路米町口、行逢于義秀、云々」又於米町辻、大町大路等之所々、合戰　また文永二年町屋の條に穀町とあり。

新記云、延命寺は米町の西にあり、淨土宗、安養院の末寺なり、堂に立像の地藏を安す、俗に裸地藏と云ふ、又前出地藏とも云ひ、裸形にて、雙六局を踏せ、厨子に入れ、衣を著せてあり、參詣の人に裸にして見するなり、當り地藏にて、女根を作り付たり、是不禮不敬の甚しき也、總して佛菩薩の像を裸に作る事は、佛制に於て絕てなき事也とぞ、人をして崇敬の心を起さしめん爲の佛、何ぞ裸身に作るべけんや。

比企谷（ヒキガヤツ）

大町の北、夷堂橋の東の淺谷なり、賴朝の乳母比企尼（武州比企郡官能員の姨）の居住せる所にて、比企能員の邸即此なり、故に谷に名つけし也。應永二十九年、佐竹上總入道、比企谷法華堂に自害の事、大草紙に佐竹系圖に見えたり。法華堂とは妙本寺の前名にや、當時の寺に法華堂とは權勢家の靈廟をいへり、必しも日蓮說法華の舊居と思惟すべからず。

東鑑、嘉禎元年七月、御臺所依御産氣、渡御比企谷殿、云々、文應元年十月、相州政村息女、爲邪氣、今夕狂惱亂、偏比企判官女讚岐局靈祟之由、及自白、云々、件局爲大蛇、頂有大角如火炎、當受苦、當時在比企谷土中之由發言、聞之人、堅身毛、云々。○經師ヶ谷（キヤウシ）は、比企谷北方に續く、今妙本寺院家常住院の所在を云ふ「建長五年十二月、經師谷口失火」云々。

妙本寺（メウホン）

比企谷に在り、新記云、妙本寺は、寺傳に、元比企判官能員の第蹟なり、文永十一年、本行院日學開基す、日學は比企能員の末男にて、大學三郎能本と號し、日蓮の俗弟子なり、京に隱れ住し、後文士となりて、順德帝に奉仕し、佐渡國の遷幸に供奉す、老後に至り、將軍賴經の夫人は能員の外孫なる故、其所緣を以て赦免せられ、鎌倉に歸りて、竹御所の爲めに、當寺を建立せしとなり、されど東鑑「建仁三年九月、被搜求能員餘黨等、或流刑、或死刑、多以被糺斷、妻妾並二歲男子等者、依有好、預和田左衛門尉義盛、配安房國」とあり、此二歲の男子、即能本にや、さては後配所を遁れ去り、潜に上京せしものか、寺傳に云ふ所と、事實符合せず、疑ふ

べし、新釋迦堂は今妙本寺の本堂とす、所藏文書曰「北金谷新釋迦堂供僧職事、爲永救信都讃、可令領掌之状如件、文和元年十一月、大進律師御房　尊氏の華押あり

竹御所蹟

（タケノゴショ）今妙本寺祖師堂の左方にあり、昔將軍頼家の息女此地に住して、竹御所と稱す、是比企能員の外孫女なり、後將軍頼經に配す〔東鑑〕曰、嘉禎二年十月、竹御所作事、被始居礎、狩野入道、清[illegible]藤内左衛門尉等、奉行、安貞二年正月、將軍家入御竹御所）古文書に據るに、相州北金谷妙本寺敷地、並寺邊、不可有相違事、寺務職等、任先御落居[illegible]、可令其沙汰候、八月十六日、妙本寺、政氏、（華押）此年代詳ならず、按ずるに門室の末、文龜の始の頃なるべし、當寺往昔は其始[illegible]より必[illegible]上木門寺を兼帶す、天文の頃衰微せり、天文九年氏康の書に「北金谷池上兩寺、自前々如先規」云々、永禄十年十二月、上杉輝信よりも制札を出す「制札、右於相州北金谷妙本寺中、[illegible]諸軍勢甲乙人等濫妨狼藉、堅令停止之」[illegible]後勢亂入の時の事とす」

那古谷

（ナゴヤ）又名越に作る、大町の宿内なれど、同辻の東なる谷に名越町と呼び、其由谷の入口に、[illegible]、其溪流を逆川と云ふ、辻町の西に至て滑川へ入る。（建長四年、二月八日、子刻焼亡、西之壽福寺前、東之名越山王堂前、云々、弘長三年三月、名越[illegible]焼亡、山王堂在其中、云々

安養院

（アンヤウヰン）名越町にあり、祇園山長樂寺と號す、淨土宗、昔は獨本寺にて、名越一派の本山なり、延寶四年六月、淨宗寺院本末帳改より、京知恩院末に屬す、寺頓行を開山とす、高僧傳曰「願行、[illegible]、[illegible]、云々、即其檀越、化寶上[illegible]、名號[illegible]山安養院、云々、世齡法臘未考之、敕宗燈律師」、又大山不動靈記に「願行、永仁三年寂」と載す、後改めて淨土道場とし善導寺と云ふ、新鎌倉志に、當寺は初め長谷の前稻瀨川の邊に在しを、相模入道滅亡の後此に移すと云傳ふ、云々、善導寺開山は[illegible]の法嗣[illegible]なり、名越一派を建立し、正和五年八十二歲にて寂す、安養院觀音堂は、坂東三十三所の札所第三番と云ふ、初め北條谷田代の地に堂舍を造建し、田代堂など稱せり、延寶八年焼亡の後、此境内に移せしなり。〔新記〕

別願寺は名越町にあり、稻荷山超世院と號す、時宗遊行派、[illegible]、[illegible]、[illegible]なり、永德二年、[illegible]、下[illegible]、[illegible]にあり、[illegible]、[illegible]其山莊新善光寺邊と載せたり、後年三浦郡上山口村に移りて、今役所において、〔新記〕の光係時宅を名越氏の舊とす、[illegible]の人[illegible]、文永元年十二月、[illegible]云々、[illegible]

[illegible]相模次郎ふたゝび父祖の舊里に立歸るといへども、いく程もなく[illegible]、[illegible]中に、[illegible]郎も[illegible]、[illegible]信濃[illegible]、[illegible]ざりし[illegible]代とも申也

松葉谷

（マツバガヤツ）名越町の[illegible]にして、[illegible]り、[illegible]日蓮の[illegible]、鎌倉「本國寺[illegible]、今鎌倉松葉谷妙法寺、則當寺[illegible]也」

此文に據れば、妙法の[illegible]なる事詳なかるべし、古鎌倉志に、[illegible]、妙法寺を[illegible]れど、[illegible]ずるに足らず。

妙法寺

（メウホフ）日蓮開創の本國[illegible]の遺迹とす。（新記云、妙法寺は松葉谷の北方にあり、建長五年、日蓮始て此地に小菴を結び、後年豆州伊東に謫せられ、赦免の後又愛に[illegible]、總て在住十九年の舊跡にて、當宗最初の精舍と云ふ。東六條本國寺所藏文書曰「[illegible]當職之事、不及子細、[illegible]

(寺法妙 [illegible])

[illegible]云々。

二世日朗は筑後房大國阿闍梨と號せり、三世日印は摩訶一と稱す、曆布鈔曰「文保二戊午年、當高祖入滅已後三十七年、二祖日朗在世之時、三祖日印、於高時執事長崎入道圓喜宅、諸宗對論之事、元應元年、從九月四日至十五日、高時之於殿中、諸宗問答之事」、夫より四世日靜讓を受く、靜は足利尊氏直義等の叔父なり、一松葉谷本國寺、軒願之旨、被仰下訖、奉禱四海泰平、可抽精誠者、天氣如此、悉之以狀、嘉曆三年十一月二十一日、法華宗日叡上人御房、藥室左少辨長光、奉」貞和元年三月、當寺諸堂塔頭等、悉京都六條堀川に移る、因て日靜の弟子日叡發願にて、當所は宗祖の古蹟たるが故、延文二年寺宇を再興す、叡は應永四年六十四歲にて寂す、楞嚴親王妙法房といひ、大塔宮の遺子とぞ。(近年の俗說に、妙法房日叡を大塔宮の御子なり、母は即二階堂谷東光寺の土牢に侍從したる南御方(新按縡使典侍)なりしが、宮薨去の時、二歲にて松葉谷日靜上人(赤橋武藏守久時の俗弟、足利將軍尊氏の妻の叔父)に養育せられ、楞嚴丸と稱し、上人に共に京に登り僧と爲り、尊氏が吊大塔親王の句に「塔影稜々半入雲、王孫曾此洒啼痕」とある王孫は蓋日叡を指せるならん、云々。此事未明徵を見ざるのみならず、時代の形勢を推すも信け難し。鷲宮は今妙法寺にあり、長勝寺藏文書「相州鎌倉名越、松葉谷法華堂屋壇事、[□□]以來鷲宮分候、先規猶永代可爲法華堂本國寺屋地之者也、依爲以後[□]狀如件、延德五年丑四月廿日、正行院、政朝(華押)」按するに政朝は結城氏なるべし、其宛所正行院の實詳ならず。

(慈恩寺址)

花谷（ハナガヤツ）　松葉谷に并ふ、端谷の義なるべし。慈恩（ジオン）寺蹟は花ヶ谷にあり、足利直冬の香花院にて、慈恩寺の號は即直冬の法名なり、〔嘉慶元年七月卒す〕僧桂堂開延せしとなり。近世慈恩塔頭の名は、扇谷淨光明寺に遺したり。

相之治、直東南之突、鬪逝谷盤、突而起、拗而塞、其口華谷、繇與曠而有之、寺額慈恩、初桂堂開公開而基之、大年椿公繼而輪之奐之、公不入州府三十年、終于山、山之嶠壁斗絕、克肖其人、攢簇迴運、有堂宇列焉、[□]庭齋牙廻且啄、淨圓層出、清泰摩尼之殿、白花禪悅之構、[□]室千嶂、像設森列、厥往栖心讚誦、石之詭環、水之渟滀、而怪木奇卉、紅紛綠駭、不徒庸凡、而爲耳目之玩也、所謂天墜地出、以授乎人歟、京師名德以不遂登臨之美爲歎、諸以詠之、予紀其首、庶列名而有榮耀焉、應永戊戌暮之春、九華山人釋聖瑞序〔新志〕

文明十七年、歷遍鎌倉、東相宿、及列侯舊栖之地、脚倦不登慈恩塔婆之遺蹤。〔梅花無盡藏〕

名越山（ナゴエ）　那古谷の東嶺にして、其切通坂は標高六十米突、田越村に通す、大町の辻より切通まで凡十五町。○名越山は東鑑、建永元年二月、將軍家内[□]、御出名越山邊、云々、嘉禎六年六月、新造精舍供養之間、爲遊覽時、被行南方高山祭、於名越山上。

佐竹山は名越の內にあり、山の形扇の地紙に似て、中に三本の嶠あり、左右を合て五本骨の如し、此所佐竹秀義より代々の屋舖蹟と云ふ、今大寶寺域なり、當所に昔佐竹氏の靈社ありしが、後年村內天王社に合祀す、大寶寺は多福山と號す、日蓮宗、文安中再興、諸家系圖纂を參考するに、佐竹右馬頭義盛、應永六年鎌倉に多福寺を建つとあり。〔新記〕

(高御倉)

亂橋（ランバシ）　今鎌倉町の大字にして、亂橋、材木座といひ、大町、辻町の南に接す。東鑑には濫橋に作り、小峯に架せる橋名に出つ、鎌倉府の盛代には、此地に倉廩ありて、高御倉（タカミクラ）小路と稱したり。

東鑑、寶治二年、六月十八日、濫橋邊一町許以下南、雪降如霜。承久元年九月、鎌倉中燒亡、火起河野四郞滿宅之北邊、南風甚利、上延永福寺總門、下至濱庫倉前。建長五年十二月、經師谷口失火、北風頻扇、餘炎迄濱高御倉前、燒死者十餘人。寬元三年、濱御倉內、小蛇出來、是武州令管領給庫也、被納乃貢、云々。

(和賀)

材木座（ザイモクザ）　亂橋の南なる海濱にして、由比濱の東南端とす、名越山は北より來り、其尾崎海に入る、之を飯島崎と名つく。鶴岡より材木座に至る凡二十町、民家多し、西方なる長谷、坂之下と相對し、旅舘客棧の設備ありて、遊寓の人を待つ。

新記云、材木座は東鑑に和賀（ワガ）と云ひ、飯島を西濱と云へり、即「西濱、小坪、和賀」と列書するをもて其地理のさま推て識るべし、貞永元年、海濱に一島を築き、和賀（ワガ）江（エ）島と名つくるも、爰の地名に因れるなり、又同書に其和賀の津口に、材木を置き、奉行人して其寸法を點定せしめし事見えたり、是に據れば當時木材の港たり、故に後年材木座の名は負はせしなり、今も鶴岡修造の時は、此浜に筏木を運漕すと云ふ、浦賀三崎等への往還海濱を通す。

(飯島崎)

飯島（イシマ）　材木座東南の端を飯島崎と云ひ、田越村小坪の地と相限る、其海岸を特に飯島と云ひ、鎌倉の盛代には、此に築造して船瀨と爲す、故に築島（ツキシマ）の事古書に散見す。後世海潮激衝して、築島を崩壞し、形狀全く失ふ、唯波上に礁岩の亂立するを見て、往時の港灣の破滅を想像するのみ。又海道記に、

鎌倉の景致、おろおろ歷覽すれば、東南の角一道は、舟楫の津、商賈の諸人自放にきわひ、東西北の三方も、高卑の山、屛風の如くに立廻て所を飾れり、

とあるも、此地の港津たりしを證する者とす。○東鑑、壽永元年十一月、龜女龜前が、伏見冠者廣綱飯島の家より、遁れ出て、大多和義久の鐙摺の宅に到ることを錄す。又承元三年五月西濱邊騷動、原註に飯島と號すとあり、此濱岸は西向するを以て、西濱（ニシハマ）とも名つけしなら

(和賀江)

（築島址）

ん。文永元三年五月、土屋宗遠、和賀江邊に梶原家茂を殺害す、和賀江（ワガエ）とも呼びしなり。

東關紀行曰、和賀江の築島、三浦の三崎などいふ浦々に行て見しに、海上の眺望哀を催し、来し方に、名高く面白かりし所々にも劣らず覺ゆ、○覧しきは過こし方の浦々もひとへ誠の浦の釣舟なり」、新記云、飯島は浦濱にあり、西濱とも稱せり、飯島崎ともいへり、飯島の西の出崎にて、隈潮汐に崩壊して、今汀際纔に亂礫存せり、貞永元年、勸進比丘往阿彌陀佛が申請に任せ、舟船着岸の煩無からしめん爲に、築島（ツキ）の事を令す、平三郎左衞門尉盛綱其事を督し、是年八月其功を終ふ、東鑑に詳なり、貞和年間に極樂寺所務たりしと見ゆ、敷地升米に築島の事、足利尊氏より命を下されし事、寺院文書に出づ、曰「飯島敷地升米、并島築、及前濱殺生禁斷事、如元有御管領、云島築興行、云殺生禁斷、可被致嚴密沙汰、依於禁斷事者、爲天下安全壽算長遠也、任忍性菩薩之例、可有其沙汰候、恐々謹言、貞和五年二月十一日、極樂寺長老、尊氏（華押）應安三年、水溢の災に罹りて、人家悉蕩盡せし事あり、應安三年記曰「九月十三日、行算語云、去月十九日、廿日兩日、相摸國大水、四十年來未有如此之事、鎌倉に向へる號飯島之孤島、在家三百餘宇、富饒所、云々、皆以流失、不知在所否代事也」。

徒然草云、鎌倉の海にかつをと云ふ魚は、彼さかひに左右なき物にて、此頃もてなすものなり、それも鎌倉の年寄の申侍しは、此魚おのれらが若かりし世までは、はかばかしき人の前へは、出る事侍らざりき、頭は下部もくはず、きりて捨侍りし物なりと申き、かやうの物も世の末になれば、上ざままでも入たつわざ、さにこそ侍れ。

桐谷（ヤリガヤツ）　村木座にあり、囘國雜記に「此里の古寺のもとの村谷落葉の後は汲人もなし」世に桐谷と稱する櫻の一種あり、もと此地に産せしなりと云ふ。〔新記〕

補陀落寺（フダラク）　村木座の東なる、野谷の口に在り、南向山歸命院と稱し、眞言宗。文覺上人の創基にして、觀應年中、鶴岡供僧[illegible]中興とぞ、山内東慶寺に、本寺の古鐘を傳ふ。

銘曰、[illegible]相陽城之濱、有靈場之寺院、號[illegible]之德、只俱讀三觀五觀之使、經裝住持精業、當十方之信施、造九乳之蒲牢、（中略）住持比丘賴寶、觀應元年、庚寅八月日。

辨谷（ベンガヤツ）　新志云、補陀落寺の東の谷をいふ、其北を御靈谷、[illegible]東を桐が谷と云ふ、辨谷は紅が谷とも作る、田代系圖に、別谷は千葉介の敷地にて、[illegible]と云ふなりこ、別當谷なりと云々、囘國雜記云、[illegible]にある[illegible]にかの谷よりうつりきて早くもこゆる假粧坂かな。

崇壽寺址（ソウジュジ）　辨谷に在り、元德元年、北條相摸守高時入道崇鑑が創立にて、僧南山士雲を祖となし、併せて諸山の列に進む、新田義貞鎌倉攻の時、長崎次郎高重此寺に來り、士雲を請して問て曰、如何是勇士恁麼事、士雲答て曰、吹毛急用前と、高重此語を聞て、門前より馬引寄せ打乘て、敵陣に馳入て奮戰せり、其後廢せし年代詳ならず、〔本朝高僧傳、太平記〕〔新志云、崇壽寺舊跡、飯嶋之長、鎌倉之贊、[illegible]、當出[illegible]、山口[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]當寺本願士雲、大江沙彌[illegible]。

光明寺（クワウミャウジ）　材木座の東南（補陀落寺の南）に在り、淨土宗鎭西派關東十八檀林の隨一にて、良忠上人（[illegible]）の開創に係る、[illegible]、[illegible]の什寶亦多し、近世寺領百石。

良忠は法然の孫、聖光の弟子にて、然阿とも云ひ、弘安十年鎌倉光明寺に寂す、良忠弟子六人、傳て六派分る、所謂六派は、京都の三箇は一條禮阿、三條道光、小幡慈心なり、關東の三箇は白旗寂慧（光明寺第二世、名越尊觀（大澤派の祖）、藤田持阿（藤田派の祖）是を六派と云ひ、當寺は六派惣本寺なり、六派の内白旗大澤の兩流のみ、今傳遺りて、四派は斷絶す、近世は十七箇寺の檀林皆白旗なれば、白旗一流と云ふも妨げず。

光明寺は天照山蓮華院と號す、淨土宗、關東總本山と稱し、十八檀林の第一にして、西六派の本寺なり。仁治元年、北條武藏守經時、佐介谷に於て淨刹を創立し、蓮華寺と名つく、時に僧良忠、悟眞寺に在り、經時延て開山初祖とし、寛元元年今の地に移轉して堂宇を修復す、斯て經時夢兆に感じて光明寺と改むと、寺傳に云へり。明應年中の住持祐崇、中興の祖とす、當寺像因「釋帖宗、字觀譽、還歷貞間、[illegible]、帝相之光明寺、紹統多衆、明應四年、世道衞下、遂入禁宮、講讃經論、天機叡旨一」また所藏文書曰「三浦郡南北一向堂之檀那、悉爲鎌倉光明寺之可爲檀那者也、仍如件、永正五年七月廿三日、光明寺」（朱印あり、寺傳には足利義晴之書と傳ふ）天正十九年、當寺門前永十貫文の地を寄せ、延寶三年、三浦郡柏原にて寺領百石の御朱印を賜ふ、

[illegible]

三浦郡

三浦郡（ミウラ）

鎌倉の南方なる半島にして、今面積凡七方里、人口十万、三町十二村に分ち、横須賀に治む。

三浦は古昔御浦に作り、昔時の東海道は、此より海を渡り上總に達せり、日本武尊の馳水海を超えたまひ（又景行帝の淡水門を定めたまへる）武藏國は寶龜年中まで東山道の所屬たりし事情に考へて、上古の交通を知るべし。持統紀、六年五月、相模國司、獻赤烏雛二隻、言獲於御浦郡、賜獲赤烏者鹿島臣櫲樟位及祿、復御浦郡三年調役。○延喜式、御浦郡、和名抄同し、五郷に分つ、正倉院文書、天平七年、御浦郡走水郷ありて、和名抄に見えず、走水郷を脱することし。中世、三浦に改め、東鑑以下皆御字を用ゐず。近世は鎌倉郡沼濱郷をも併せ、又衣笠庄の私目ありて、殆全郡に範及せり。

三浦氏は東國平氏の一大分派にて、村岡、鎌倉、梶原等と同系とす。平大夫爲通、三浦に居り初て三浦と稱す、其子平太郎爲繼は源義家に從ひ、奥州役に赴く、其子義繼は相模介に任す。其子義明は大介と稱し、治承四年源氏の起るや、一族を率ゐて兵を擧け之に應し、衣笠城に戰死す、子孫鎌倉府に顯達し、遂に繁衍して諸州に散布す。東鑑に「義明、天治以來、依相模國雜事、在大將家（源頼朝）御時、檢斷事、同可致沙汰之旨、義澄承之訖」とありて、當國守護の職にも干與し、義澄、義村相傳して三浦介の號を襲き、當郡を領知し、一族分れて各地の在名を稱し、世に三浦黨と云へり。建保元年、三浦黨の和田義盛以下敗死し、寶治元年、總領三浦泰村以下敗死す。時に三浦佐原の諸子（遠江守盛連の子）此難に與みせず、仍て佐原五郎盛時、三浦介の徽號を襲く。元弘の亂に、三浦介高繼、北條氏の盟に背き歸順し、大介職以下、前代の舊領を安堵す。足利氏の起るや、高繼之に附し、爾後鎌倉の臣隷たり。永享中、三浦介時高あり、其子義同（入道道寸）は伊勢早雲に破られ、三浦介の家亡ぶ。

鎌倉管領九代記云、當家は三浦大介義明、そのかみ右大將家に忠勤をつくして討死せしより以後、源家累代の重臣として、此所の主となり、一門の大名、諸國の受領、九十三人、門葉百司すでに五百餘人、扶桑一州の間に、誰かは怪しめ思はん、然る所に中先代の亂世に、三浦介時繼入道、すなはち相摸二郎時行に與して反逆を企て、尾州の熱田にて生捕れ、六條河原において誅せらる、其子高繼は高倉の惡源太門に與して討れしより此かた、門族衰へ威勢薄けれども、猶相州の內には肩をならぶる人なし。管窺武鑑云、三浦義村の一男、尾張權介知村より十一代、相摸守義爲は、父義益より三浦郡二箇所を讓られしが、剛強にして一郡切取け、愛甲高座二郡過半打靡け、武州へも少々手をかけ、房州へも渡海し、川名、ハザマ、白濱のなどゝ申所迄切取支配仕る、子爲成代に、安房の屋形は里見義堯公なり、爲成里見居形（附屬す、永祿七年市川國府臺）合戰の後、小田原氏康の威光強くなり、爲成三浦を捨てゝ房州へゆく、云々。

新編風土記云、三浦木綿は文祿中の文書に見ゆ、實は草綿なり、三浦淨心慶長見聞集曰、三浦に六十計の翁語りけるは、大永元年、武州熊谷の市に、西國のもの木綿種を賣れるを買取り植ゑけるより、西五年中に三浦に木綿多し、人々賞玩し、夫より關東にて諸人木綿の衣服を着る、云々。

三浦は半島地にして、形勢全く他部に異なり、故に中世郡界混亂の際に在りても、自立して他に交らず。永祿二年、小田原役帳にも三浦郡と載せられたり。近世檢地、正保中二万千石、天保中二萬四千石

芝附の御宇良佐伎なるねつこ草おひ見すあらはあれこひめやも、〔萬葉〕

八雲御抄にミウラ相模と註せらる、其實詳ならず。

ききわびぬ三浦が崎の岩高き松の下の海の浦風、〔北国紀行〕　堯惠

玉よする三浦が崎の波まよりいでたる月の影のさやけさ、〔東關紀行〕　親行

沼濱郷（ヌハマ）

和名抄、三浦郡沼濱郷、今三浦郡の田越村、葉山村にあたり、近世葉山郷と云へるにあたる、鎌倉の東南に隣り、西に海面を受けたり、沼濱は蓋ヌハマと訓み、後世ヌママに訛る

新編風土記云、東鑑、建仁二年、故左馬頭義朝が沼濱の舊宅見ゆ、三浦郡沼間村は本郡に接壤し、殊に海邊を距ること遠からず、蓋奴木波麻の唱、いつしか中略して奴末麻と呼び、郡界も變遷せしなるべし。東鑑、建仁二年二月、壞故左馬頭沼濱御舊宅、於鎌倉被寄附于榮西律師龜谷寺、行光奉行之、此事當寺建立、最初雖有其沙汰、優爲彼記念、暫不可有顚倒之由、被定之處、僕射入于尼御臺所夢中、被示云、吾常在沼濱亭、而海邊惱漁、壞之令建立寺中、欲得六樂、云々。

小坪（コツボ）

今逗子、櫻山等に併せ田越村と改む、鎌倉村木座の飯島崎の南なる海磯に屬る、又小壺にも作る。

盛衰記に、治承四年八月、三浦介義澄酒匂に至り、石橋山合戰敗北の由を聞て引返すを、畠山次郎重忠追掛て、和田小太郎義盛と小坪坂に挑み合ふこと見ゆ。又東鑑には　建久四年七月十日、應海濱涼風、將軍家出小坪邊給、長江、大多和輩、構假屋於淵、奉入獻盃酒垸飯、又漁人垂釣、壯士引網、每事前感莫異、盡歡自娛遊、及黃昏還御、云々。○東鑑に據るに、元仁元年疫癘により、鎌倉四境の攘祭を行はれし時、四境者、東六浦、南小壺、

西稻村、北山內、黃梅院所藏、康安二年、田畠割付「相摸國鎌倉郡小坪、東西南北、各中分、圓覺寺黃梅院領[illegible]」と記す、さて又康安の頃も、猶鎌倉郡に隸せしか、其後沿革あり。○小坂（コサカ）天王社は、舊社破壞して、今僅に石祠を置のみ、東鑑、正治二年九月二日の條に、羽林小壺の海邊を逍遙し給ふ、小笠原阿彌陀、長江四郎等[illegible]を献す、云々、[illegible]を岸に著け、小坂太郎か前庭にて、[illegible]か相摸を召決せらると見ゆ、今此社地海岸に傍ひ、且小坂天王と稱するを以て考れば、太郎光頼か邸此地にありしならん。〔新記〕

住吉谷（スミヨシガヤツ）　小坪の西北、飯島光明寺の南東とす。○新記云、正覺寺は住吉谷にあり、帳眞院と號す、淨土宗、古傳曰「鎌倉光明寺開山、[illegible]良忠、字然阿、仁治元年、開相之處也、住住吉谷悟眞寺、稱唱念佛、于時、佐介谷蓮華寺、[illegible]山[illegible]、後蓮華寺[illegible]、[illegible]中[illegible]に遷て[illegible]、[illegible]十年、光明寺十八世、[illegible]快譽再興す、住吉明神社は正覺寺後山上に在り、(康安二年文書に、小坪住吉牛田一段半に畑一段と見ゆ)飯島の領等なり、上杉[illegible]に呈する書曰「伊勢新九郎入道宗瑞、長尾六郎と相談、相州へ令出張、高麗寺幷住吉之古要害取立、令[illegible]、小田原[illegible]「上杉の家臣長尾六郎爲景、逆心を起し、永正七年六月、顯定を討取申しける、小田原の城主伊勢新九郎早雲も、彼六郎と一味して、已に相州住吉の城を取立出張す」云々。○永正九年、三浦道寸入道攻めて住吉[illegible]取りしが、又早雲の奪回する所と爲る、其址今も[illegible]すべし。

逗子（ヅシ）(田越)　今田越（タゴエ）村と改む、田越川の谷なれば也、鐵道、鎌倉と横須賀の間、此に停車場あり、(逗子より)葉山の山野海濱、皆々に近年貴顯豪家の別莊多く建つ、景色風候佳良の地なればなり也。

逗子は古書に[illegible]に作る、[illegible]寺には、永正十年、三浦道香一族戰死の墓あり、道香は道寸の舍弟也。○豆師は天正十八年文書に見え、一書には厨子に作る、豆師は圖師の訛か、寺主、公文、圖師など、中代の莊田官司の給人職名に見ゆ。

田越川（タゴエ）　沼間、池子の谷に出て、逗子、[illegible]田の間を經て海に入る、長一里半許。田越とは田か谷の訛にして、手越（タゴシ）(古言手にて綱を繰り舟を送り越すこと)にはあらざるべし、此川は[illegible]なるを以て越すべき水難なければ也、又東鑑[illegible]久五年八月、將軍家逍遙多古江河邊」とあり、江[illegible]の名に起るとも[illegible]る。

(多古江)　又[illegible]によれば、三浦九郎義[illegible]、軍[illegible]る[illegible]、[illegible]田義[illegible]子四人[illegible]手越に[illegible]る、[illegible]元年[illegible]、[illegible]家、多胡江河原に八萬四千基の石塔を建てしめられき。〔東鑑〕其址審ならず、六代御前墓は、田越川邊、小名桐作にあり、塚の高五間上に樅樹あり、近代樹陰に堂を建て、六代御前墓と銘す。六代は小松中納言維盛の嫡男なり、文治元年十一月北條時政に囚せられ、當時に[illegible]せらる、時に二十九、事は平家物語に詳なり、但異説もあり。

(手越)　平家物語、[illegible]、六代御前の事、右大將も御隱れありぬ、[illegible]も[illegible]、鎌倉の六浦坂にて、二十九の年[illegible]に[illegible]、十二の年より二十九まていけるは、長谷寺の觀音の[illegible]、[illegible]よりしてぞ平家の子孫はたえにける、[illegible]、正治元年四月、高雄文覺坊土佐國へ流さる、彼聖に預け置れし六代殿、出家して山々寺々修行せられけるを、[illegible]に[illegible]なる事も有べしとて、[illegible][illegible]て、[illegible]にて[illegible]

池子（イケゴ）　今田[illegible]村に屬す、[illegible]「八十貫文、三浦[illegible]子、[illegible]一村[illegible]、[illegible]りき。相州新編風土記稿に、此一村の[illegible]、[illegible]の公文と雖、他領に對し、公料の[illegible]を[illegible]する能はざりければならん。

岩殿寺（イハドノ）　逗子の北、大字久木に在り、鎌倉名越切通の東なる山頂にあたる。東鑑、建久三年五月、法皇百箇日、岩殿寺[illegible]、[illegible]二年、岩殿觀音堂[illegible]引地、[illegible]進上人西願、云々。

(久野谷)　新編風土記云、久野谷（クノヤ）は中古岩殿と號す、東鑑、建保元年四月、和田義盛が代官久野谷彌次郎とあるは、當所の在名を稱せしなり、岩殿觀音堂は坂東札所第二番、昔は鎌倉將軍家屢參詣ありし所とす。

櫻山（サクラヤマ）(杜戶)　今田越村の大字にして、田越川の南岸を云ふ、其西方の海濱を杜戶（モリト）と云ふ、守[illegible]明神あり、[illegible]山[illegible]は[illegible]の濱に連なる。杜戶は、東鑑に、鎌倉四角四境七瀬の祓所の一とす。(元仁元年六月の條)

元暦元年五月、[illegible](今[illegible]) 清遊[illegible]濱、自由北濱[illegible]、今[illegible]杜戶岸、[illegible]、[illegible]之間、各取[illegible]、[illegible]、其[illegible]、杜戶、[illegible]樹下有小笠懸、是土風也、

下[illegible]は、此の西濱海に突出たる岸上に在り、樹の形状いと美にして、其價千貫を以て募るべし、故に名つくと。東鑑に杜戶松樹と見えたるものの、[illegible]かれしものなり、同書にまた建保二年十月、「將軍家[illegible]、[illegible]之興、令出杜戶給、長江四郎明義、[illegible]、有小笠懸、壯士等各[illegible]其[illegible]、[illegible]、[illegible]、自由[illegible]濱[illegible]」云々、今[illegible]と[illegible]。

沼間（ヌマ）　田越[illegible]の東にして、[illegible]と一[illegible]。[illegible]寶[illegible]は曾[illegible]、天正の末年に、代官長谷川七左衞門長綱[illegible]、古文あり、[illegible]十年の[illegible]て、[illegible]小[illegible]小[illegible]とす。[illegible]、沼間[illegible]十貫[illegible]と[illegible]なり。

神武寺（カムタケ）　沼間に在り、天臺宗、醫王山來迎院と號し、[illegible]

堂なり、境内は一石山にして、石を斫り平げ、堂宇を置き、山下の門より、階踏百町にして上方に達す。東鑑に、承元三年五月、將軍家御參神嵩龍岩殿」とある神嵩は神武に同じ。

(神嵩)

葉山（ハヤマ） 今葉山村と云ふは田越の南にして、堀内、長柄、山口、一色、木古庭等を合せたる新號なれど、元郷名にして、今の田越村をも籠めし名也。永祿役帳、百六十二貫、富川左近將監、三浦葉山郷。

堀内（ホリノウチ） 逗子、櫻山の南にして海濱とす、此に孤山あり、小名を鐙摺（アブスリ）と云ひ、(同名の地少坪にもあり)今軍見山、或は旗立山といふ、東麓を木戸際と唱ふ。源平盛衰記の、治承四年三浦畠山小坪阪の合戰條に「小太郎叔父(和田小太郎義盛は、義澄兄、義宗の子なり)の別當にいひけるは、其れには東地に懸りて、アブスリに垣楯かきて待給へりし、こは究竟の小城なり、敵左右より寄かたし、義盛は中に下て戰はむに、敵弱からば兩方より差はさみ、中にとり籠めて、畠山を討たむに最安し、若又味方弱からば、義盛もアブスリに引籠り、一所にて軍せむといふ、別當然るべきとて、百騎を引分けて後のアブスリに陣を取て、左右を見ざる程に、アブスリの城固めたり三浦別當義澄、此にて待も心苦し、小坪の戰きびしきなり、續けものどもとて、道は狹し、二騎三騎つゝ打ち下る、云々。〇新記云、凡堀内の唱は、逋溝中の義なり、されば古城蹟の村落となりし所に、此地名多し、此地も鐙摺城跡あれば起りし村名ならん、鐙摺とは堀内村の北の方を云ふ、土人の傳に、山路狹く乘馬の鐙をすり、往來自由ならず、故に此名起ると傳ふ、今はさる嶮岨の地にあらず、又按するに、東鑑に壽永元年、伏見冠者廣綱は、賴朝の寵女龜前を伴ひ、遁れて大多和五郎義久が鐙摺の宅に到ると見ゆ、其頃義久は即此地に在りしなるべし、今其遺趾をつたへず。

(鐙摺)

長柄（ナガエ） 今葉山村の大字とす。〇新記云、長柄（ナガエ）村古は長江に作る、治承の頃、長江太郎義景居住の地なり、永祿役帳、日、太平寺殿、四十貫文、三浦長江、(太平尼寺は鎌倉西御門村にあり、今廢す)御靈社は村の鎭守なり、長運寺持にて、此寺を景政山と號し、且古此地の住人長江太郎義景は鎌倉權五郎景政三世の孫なりと云ふ、さては景政の靈を祀しなり。

山口（ヤマグチ） 今葉山村の大字とす、三浦義澄の子を山口次郎有綱と云ふは、此の在名を唱へしなり。下山川は逸見山安針塚の邊に發し、木古庭（キコバ）、上山口、下山口を流過して海へ入る。

新記云、三ヶ岡は一色村の海濱なり、東鑑に佐賀岡と記するもの是なり、日、養和元年六月、武衛爲納凉逍遥、渡御三浦、上總權助廣常者、依兼日仰、參會佐賀岡（サガノカ）濱、郎從五十餘人、悉下馬、各平伏沙上。

安慰郷（アモ） 和名抄、御浦郡安慰郷。〇今詳ならず、諸郷の位置より推せば、中西浦村、武山村、長井村などにあらずや、即沼濱郷の南、御埼郷の北とす、西面して相模海にのぞめば、俗に西浦と云へる地方に屬す。

蘆名（アシナ） 今秋谷、佐島、長坂等を併せ、中西浦（ニシウラ）村と改む、逗子の南二里餘、西浦の中とす。西浦とは三浦半島の西側の總名にて、凡小坪より、城が島の間を云ふ、故に蘆名の邊を中西浦と唱ふ。

東鑑「貞應二年八月、於勝長壽院二位家新御所、御持佛堂、號廊御堂、造華間、被奉安置本尊雲慶作、是右大將軍御在世時、御本尊也、即今日被遂供養」、按するに、蘆名村淨樂寺、本尊阿彌陀は雲慶の作なり、古は賴朝祈願所の本尊にして、鎌倉にありしと云傳へ、且其寺の院號を勝長壽と稱すれば、此堂廢せし時、本尊を彼寺に移したるもる知べからず。〔新記〕〇三浦系圖に、盛連の子を葦名左衛門尉時連と云ひ、蘆名名字の人々多し、裔孫奥州會津に移れるもの、中世の盛族たり、(時連は佐原とも呼びしなり)文明中、僧堯惠此地に來り、東常和が許に久しく滯留して、所々を逍遥す「難波なるあしなはさけどかけも見ず三浦が崎の波の下草」十二天社（ジフニテン）、蘆名郷の鎭守なり、東鑑に壽永元年八月、御臺所平産の祈禱として、佐原十郎義連命を奉て、當社に奉幣すること見ゆ。

(十二天社)

秋谷（アキヤ） 今中西浦村の大字とす、永祿役帳、秋屋に作る、渚岸岩石出沒して、濤波激盪し、佳景と稱せらる。永正九年、三浦義同鎌倉に破れ、退きて秋屋の險阻に據り、伊勢新九郎の軍勢を拒ぐ。

鎌倉管領九代記云、三浦入道は住吉城にも留まりかね、秋谷（アキヤ）の大くずれにてふみとまりて支へたり、此道は高山くづれて海に入、片岸の細道、一騎打にして、高低平らかならずといへとも、勝ほこりたる北條方の大軍、岨がけともいはず、峯にのぼり海にひたりて、込懸しかば、小坪、秋谷、長坂、黑名、佐原山の難所をも責くづされて道寸かなはずして、父子一所になり、雜兵合せて二千餘騎、三浦新井の城に楯籠る。

佐島（サシマ） 今中西浦村の大字にて、蘆名の南に接し、大田和灣の北角にあたる、此角(觀音崎、又三浦崎と云ふ)邊に數箇の岩礁ありて、天神島、笠島最大なり。永祿役帳に佐島を收めたり。

長坂（ナガサカ） 今中西浦村の大字にて、佐島の東なる山間に在り。立花大友文書に「大友氏時當知行、相模國大友郷、同國三浦「坂郷」とあるは、長坂にあらずや。

荻野（オギ）村、正保圖には載せず、元祿改正の圖に始て村名を擧く、按ずるに荻野の地名は舊く聞えしなり、東鑑、建保元年和田の亂に、荻野八郎、同彌八郎、同太郎等、義盛に與して戰死す、顧ふに此地の住人にて、在名を稱せしならん、永祿二年に改めし北條役帳には、長坂内荻

(荻野)

野分と見ゆ。〔新記〕

大楠山（オホクス）

蘆名、長坂と堺山、芦名三村の間なる最高峯にして、標高二百四十米突、蓋三浦半島第一の絶頂とす、然れども頂は平地にして、一の峯の相なし、禿頭磨するかごとし。

太田和（オホタワ）

今武山、林村、須軽井等と合併し、武山村と改む。舊名の南東にして、西に小海灣を控へ、太田和灣と稱すべし。大略半圓狀を為し、徑一海里許、水路志に小多和灣と稱する者是也。

（小多和灣）

三浦大介義明の子義久を大多和三郎と云ひ、義成を大多和三郎と云へり、三浦黨の一族此に占住せるを知るべし、東鑑に又大多和五郎衛門尉と云ふ人見ゆ。

林（ハヤシ）

今武山村の大字とす、鎌倉九代記曰「早雲佐吉に取かけ、日夜責たりければ、兵糧も落され、秋谷、長坂、黒石、佐原山の要所をも責崩され、道寸父子、三浦新井の城に籠る」（黒石とは林村にあり）

在大寶寺法華堂領、相模國林郷、大多和村内、田壹町、畠壹町、在家壹宇事、右為寺領、可令領知之状、依仰執達如件、貞安七年十二月（文書）

武山（タケ）

太田和の東、武村の高峯にして、二百米突餘に過ぎざるも、三浦半島の南方に於て顯著す（下浦の西北にあたる）夏山湯山を右に望み、北は衣笠、長者崎、南は松崎、城島などを一目の下にあつまる、山頂に不動堂を祭る。

武村は三浦黨の武の大郎、武の三郎、武の左衛門尉（東鑑に見ゆ）などの舊名の地なり、長者山の南半里。

長井（ナガヰ）

小田和灣の南角にあたり、今長井村と云ふ、是は三浦介の子、長井五郎義季の舊名にして、東鑑に長江とあるものと相異なり。

荒崎（アレノサキ）

長井村の西南の岬角なり、水路志云、荒崎は小多和灣口の南角をなし、著しく西方に斗出す、鎧摺懸く岩喚岩の集合にして、相撲灘中最恐るべき危險なり、荒崎の西にあたりて、淺灘常に激す、其岬尾五鏈、北西に延伸する凡一海里にして、大根、三ケ浦根、大坂根、長ケ根、小根等の暗礁なり、其中大根及三ケ浦根の二礁は、大抵水面に露はれず、又長ケ根は最崖に近く、荒崎の西六鏈の地にあり、其外端にあるを大坂根と稱す、此危險礁は能く南方より来る高浪を防ぎ、小多和灣内をして安全ならしむ。

和田（ワダ）

今へ、三戸（ミト）、高圓坊（カウエンバウ）、下宮田等を併せ、初聲（ハツセ）村と改む、長井村の南にして、三崎、小網代の北に連なる。入江には其名の如く小磯あれど、狹少にして、漁船の外出入する者なし。

（三戸）

和田は三浦黨の苗字に呼ばれ、和田小太郎義盛は鎌倉幕府の侍所に奉仕し、武勇の譽まれ古今に高し。三戸は三浦介義澄の子、十郎友澄の舊名に係る、和田、三戸ともに東鑑に載せらる。

相州三浦郡和田郷之内、[illegible]、副、一円に寄進之由、永徳（中略）十六年二月二日[illegible]、正（判）　[illegible]　侍所（寺々供之書）

小網代（コアジロ）

今三崎町の管内なれども、北方半里許を隔て、西浦の小港灣なり、和田の南一里。近年、大學臨海實験所を置かる、舊新井城址に卜せらる。水路志云、小網代は城ケ島の北端を距る凡北二里にありて、港門西方に面し、其岸角を網代崎と稱し、港内の最二鏈半乃至三鏈、[illegible]入江を[illegible]、北方に[illegible]山を名づけ、港内の[illegible]は[illegible]の[illegible]にして、[illegible]、常に[illegible]、[illegible]せず、但し[illegible]ときは、[illegible]して[illegible]、港内狹くして、大船の[illegible]に適せず、[illegible]相模灘を[illegible]し、北東風は南東の[illegible]に遭ふ時、一時此港に避泊するも可なりとす。

新井城址（アラヰ）

小網代の荒井崎に在り、其地小網代港と油壺の入江の間なる岬角にあたる、其大手にあたりて引橋營壕の跡のこり、營壕の跡は今に島の形と為れるを知る。内中の舊址、本丸、二丸、庭園の遺址、尚歴然たり、二丸に三浦入道の墓あり、此城は三浦氏累代の居宅にして、[illegible]、[illegible]に[illegible]事[illegible]、[illegible]として足利持氏に仕へしが、同十二年二階堂の人々に一味して持氏に叛く、明應三年、義同義父時高と不和し、父子合戰に及び、九月時高當城にて討死す、義同三浦介となり、後入道して道寸と號す、其子荒次郎義意をして當城に籠らしめ、道寸は大住岡崎城に居りけり、永正九年八月、北條早雲の爲に岡崎を攻め落され、逃れて住吉に入りて、又攻め落され、遂に父子ともに當城に籠る、早雲又當城に押寄せ來り、三年の間責攻にせしかば、城中兵糧盡き、同十五年七月、父子遂兵以下百餘人打ち出て悉く討死す、三浦滅亡の後は、北條氏の持城となり、天正十八年、小田原落城の後、永く廢城となれり。〇鎌倉管領九代記云、新井の城郭の有さま、周三十餘町を垣ごめ、東一方ばかりこそ、わづかに陸地につゞきけれ、三方は入海の岸高くして、白浪岸をあらひ、岸高き峯嶮の山坂、馬ならでは翔り難く、嶮そばたちたる應齒の嶮さ、獸といへども通ふに疲るべし、たとひ何百萬騎の勢をもつて向ふとも、力責には落ち難し、千駄櫃と號して大なる岩穴あり、常に米穀千駄を積入て、兵糧の備とす。

御埼鄕（ミサキ）

倭名抄、三浦郡御埼鄕、訓美佐木。〇今三崎町、南下浦（ミナミ）、初聲村などにあたるべし、三浦半島の南端にして其西南角に三崎あり。王葉集に、實朝公御浦遊覽の歌「みさきと云ふ所へまかり侍りける道に、磯邊の松、年ふりたるを見て、よみ侍りける、磯の松幾久しくかなりにけるいたく木高き風の音かな」又回國雜記に「三崎といへる所は、西の方に富山あり、其峰段々あり、誠に湖のさまになりて、こゝより

船にかりて三崎といへる所におかりて、裏とも誰か三崎の酒傳ひ浩なし云々にのれて、應永十八年八月、唐船當所に着岸す、船中宗樂僧數百口ありしか、足利義滿命して鎌倉管領滿兼に與へられ、其頃關東に此寇流布すと、武家盛衰記に見ゆ、又永祿二年、此地に唐船着岸の事、小田原記に見ゆ、元龜二年の春、里見義弘、北條氏政と船軍ありし事、管窺武鑑に載す、かくて後、北條氏政當所に兵船を置き、互に救援の爲、所々の山上に狼煙篝火等の用意をなし、防禦を設けしとぞ、天正十八年、德川氏船奉行を定め、此地に在て海上往來の船を改む、即當郡は貫く樞要の地なるにより、小濱民部左衛門尉景隆、向井兵庫頭正綱、千賀孫兵衛、間宮造酒丞等を三崎に置れ、水軍の隊將とせらる、寬永に至り三崎、走水の兩地に番所を建られ、其後奉行を各所に置れしに、元祿元年此職を罷られ、番所も廢せらる、其後享保五年、豆州下田の番所を浦賀港に移され、同年奉行を置れ、諸國の廻船を改め、且防禦の事をも指揮せしめらる、文化八年、郡中の地若干を會津肥後守容衆に賜ひ、命ありて三崎觀音崎（鴨居村の屬）平根山（西浦賀村の屬）の三所に陣屋を構へ、城島に遠見番所を置き、海岸の非常を警められしか、文政四年、容衆改封の後、三崎の陣屋は廢せられ、觀音崎平根山の二所に、出張番所を建られき。

三崎（ミサキ）

今三崎町、人口一万、（橫須賀へ五里）三浦半島の極南にして、西方相摸海に面し、其前頭に城が島の一大嶼橫たはり、其間を以て泊港とす、日々東京往復の船便あり。

三浦樂　　　　　　席滿　思出

闊背開襟展、巖腰閑僞語、一肩風不斷、每日若當臺、
古家標鐐首、奇峰議島南、漁響有看獲、轉喜旅登甘、

武家盛衰記云、挪永樂錢日本へ渡りし事は、應永十年八月二日、大風にて、同三日申の下刻、唐船二艘相州三崎浦へ漂着したり、其時三浦介兵衛督滿兼下知にて、印藤備前守意高今行にて受請す、船中を覽撿するに、明朝永樂錢數百貫あり、此旨將軍義滿、管將軍義持の兩公へ聞給ひ、其船中の錢不殘足利滿兼へ被下、夫より關東に此錢を用らる。北條五代記云、天正四年の北ほひ、三富と云唐人、氏政の虎の印判をいたゝき、もろこしに渡り、三年目の戊寅七月二日に、黑舟三崎の湊に着岸す、唐人此湊を見て、黑舟千艘つなくとも共せはからず、およそから國にも有べからずといふ、然に氏政の檢使として、安藤豐前守三崎へ來て、唐と日本の口通出合、賣買の體ゆゝしくぞ見えける、其時在家千餘宇有て、鷄鳴狗吠あひ聞えて四境にたゝすといへる、孟子の言葉をおもひ出らる。外交志稿云、永祿九年、明の商船五隻、三崎浦に來る、北條氏康命して之を歸帆せしむ、船中耶蘇教を奉するもの、伴天連異留滿等五名あり、浦賀港に留り傳教す、氏康命して之を小田原に置く、寓する所中古日本治亂記載する所如斯、然るに其耶蘇教を奉するを說き、又伴天連異留滿の稱あれば、其西洋船たるや明なり、然して後考を俟つ。

三崎城趾（ミサキ）（寶藏山）

今城山と云ふ、別名寶藏山とぞ、〇新記云、北條山（或は寶莪山とも唱ふ）又城山とも云ふ、城趾の界域今知るべからず、里俗傳へて、其昔盛なりし頃、山莊を構へられしも此地ならんと云ふ、東鑑に據るに、三崎山莊、三崎御所など記し、賴朝及び實朝屢爰に遊覽して、小笠懸等ありし事見ゆ、地形海岸の高丘にして、佳景の地なれは、其舊跡ならんか、城郭を築き、其始は知るへからず、永正の頃は三浦道寸の持城なり、〇江島岩本院藏文書曰、敵指詰之時、於三崎要害、勵戰功、被疵之條神妙也、彌可抽粉骨之状如件、永正十年四月、智宗僧、政氏、按するに三崎要害と載するものは、即當城のことなるべし）五代記に據れば此頃道寸の持城にして、道寸滅亡の後、早雲再興せしなり、小田原記に道寸滅亡を永正十三年とし、早雲築きたせし如く記するものは誤なり、北條五代記曰、三崎の城は永正十五年の秋、早雲入道再興なり、小田原記曰、永正十三年、早雲は三崎に城を取立て、房州の敵を防ぎ給ふ、義同の勢所々より召出されて、此城の在番す、大將には横井越前守を置給ふ、小林平六を初として、寄騎三十騎、手勢八十騎、三浦組十騎、其外雜兵合二百餘騎、横井越前守に從ふ、弘治二年、房州里見義弘上杉と一味して、兵船八十艘にとり乘り、相州三浦へ押渡る、三浦に有合ふ小田原衆、清賊提原備前守を首として、富永三郞左衛門、遠山丹波守、鬨噢に切合ける、房州勢不叶、舟に乘りこぎもどる、小田原衆三崎の城より追懸け、舟に乘り移り打合ける、汐に追はれ風に引かれて、敵の舟は引て行く、云々

從帳曰、卅三貫五百文、三崎内、三崎十八衆、舊緒に付下、海賊被仰付に付而、諸役御免、北條五代記曰、永正十五年七月十一日、三浦道寸討死し、其身節出口五郞左衛門尉茂忠、三崎の城に有しが、一類の者共皆舟に取乘、三崎城ヶ島へ渡る、早雲三崎へ馳來る、花城ヶ島近く見えけれ共、海を隔て舟一艘もあらざれば、攻べき樣なし、島よりは悪舟を漕ぎ出し、相摸濱邊の在所へ働き、浦上は早雲の手に入らず、然るに鎌倉建長寺圓覺寺、兩禪僧和睦のあつかひ有て、出口を初め一類に龜崎、鈴木、下里、三富、此名字の中かしら十人、早雲の幕下に屬す。

元龜二年の春、里見義弘北條氏政と船軍ありし事、管窺武鑑に載す、曰、元龜二年春、伊豆の三崎表にて、船軍あり、岡本左京亮頼元、父隨縁齋と被連立、一之手の船は房州海賊衆也、二の手の船は隨縁齋也、又北條五代記曰、先年三崎の城は北條美濃守氏規居城とす、當浦關東無雙の湊たるによつて、舟大將梶原備前守頭とし、數百艘の

身をかけ置く、房州里見左馬頭[illegible]たるにより、、身[illegible]に、渡海し戦ひやむ事なし、[illegible]、[illegible]公[illegible]右府大将[illegible]民部左衛門尉、[illegible]兵庫助、同宮内[illegible]助、千賀采女[illegible]、[illegible]に[illegible]、當地[illegible]することならず。

三浦崎を三崎と[illegible]す、吾妻鏡見侍るに、三崎[illegible]山の地形世にこえたるにより、右大将頼朝公御山庄を立置れんがため、建久五年八[illegible]、[illegible]三浦崎へ渡御し、[illegible]山に御所を立られ、[illegible]を伴なはしめ給ふ、三浦介義澄一[illegible]を[illegible]、[illegible]、是より頼家公、實朝公の時まで、毎年[illegible]三崎へ出[illegible]あり、、實朝さらに[illegible]しおたし、[illegible]元年三月、頼經将軍、三崎の磯出御遊覧いたゐ[illegible]給ふ、[illegible]をはしめ[illegible]、三浦駿河前司、[illegible]をもふとし、海上にて[illegible]あり、[illegible]三郎左衛門尉[illegible]を[illegible]、[illegible]に[illegible]さしめ[illegible]し、およそ出[illegible]の景色、海上の[illegible]、比類有べからずとほめさせ給ひ、[illegible]二年三月、將軍家三崎磯山の花さかり[illegible]遊覧いたゐ、[illegible]六浦の津より船にめされ、海上にて[illegible]あり、若宮の見[illegible]を召れ、船中にて[illegible]を[illegible]し[illegible]と、云々、[illegible]代の將軍、三崎の御所に[illegible]有、[illegible]々の[illegible]の[illegible]しかたし」北條五代記」

[illegible]城島 [illegible]浦 [illegible]崎

怪石群[illegible]、[illegible]、[illegible]南[illegible]、古寺魚[illegible]、[illegible]、[illegible]、

城島（ジヤウガシマ）

今三浦町の管内とす、[illegible]を隔てゝ其南にあり、即三浦半島の最南西端の地とす、東西十町、南北二町、人家百許

新記云、城島は三崎の海上四町餘にある孤島なり、古此地城郭ありし遺名とも云ひ、或は[illegible]と云者住せし故、[illegible]ヶ島と書せしを、後今の文字を改むとも云ふ、何れか是なるを知らず、北條五代記に、永禄八[illegible]、[illegible]里見[illegible]の[illegible]、悉く小田原の湖に[illegible]、[illegible]、[illegible]に[illegible]、[illegible]に假屋[illegible]をたて[illegible]、[illegible]ヶ島[illegible]花を御見[illegible]云々、[illegible]山頂に[illegible]、[illegible]三百[illegible]、慶安元年、[illegible]、此島に[illegible]を[illegible]、[illegible]六年より[illegible]として、夜[illegible]長[illegible]十[illegible]、[illegible]八[illegible]を[illegible]とせり。

水路志云、[illegible]に至る間は、[illegible]て、岸線[illegible]し、[illegible]、防波[illegible]に岩礁あり、此[illegible]より[illegible]八[illegible]に[illegible]山あり、岩戸山と曰ふ、[illegible]頭[illegible]形をなして、[illegible]木繁茂し、其高さ三〇八呎、著明の目標なり、城ヶ島は三埼と幅二[illegible]の水道を隔てゝ、南北に相對す、島形は東南東より西[illegible]に[illegible]、[illegible]は島の[illegible]、[illegible]十[illegible]

松輪埼（マツワ）

三崎城島の東三海里、浦賀水道（東京灣口）の[illegible]なる一角とす（埼上の松輪村は今南下浦の管内とす）房州の鋸山明金埼に對向し、六海里。[illegible]埼は[illegible]、[illegible]二端あり、北端を雨埼（金田灣南角）とし、南端を劍埼（ツルギ）とし、劍埼は[illegible]の[illegible]埼と[illegible]に相對して、東京灣の門口をなす、此間の海岸は數小山ありて[illegible]に[illegible]し、高さ約百九十呎なる臺形をなす、而して此山脈は内方へ（イバト）[illegible]岩戸山に[illegible]、岩戸山[illegible]、[illegible]百八[illegible]にして、[illegible]繁茂し、[illegible]最も[illegible]し、[illegible]は[illegible]の[illegible]上に[illegible]す、[illegible]百十呎、[illegible]十六[illegible]里[illegible]、[illegible]に[illegible]

（劍埼）（岩戸山）

金田（カネダ）

今[illegible]村、[illegible]名、[illegible]を併せ、南下浦村と改む、[illegible]の東北[illegible]、此[illegible]の[illegible]より[illegible]、千駄埼まで海水灣を成し、俗に下浦と云ふ、近時更に金田灣の名あり。

此灣は[illegible]八[illegible]二[illegible]里、[illegible]四[illegible]里、[illegible]灣にして、[illegible]礁の險ありと雖、南及西の風に對しては一好泊地とすべし、然れども夏季土用前後は、相摸海より土用浪の襲來するあり[illegible]、其危[illegible]なるが故に、[illegible]を見る時に[illegible]す可らず、[illegible]を[illegible]す、其中の最高[illegible]を武山と曰ふ、高さ七百十五呎、[illegible]繁茂し、入灣の好標とす。[illegible]三浦[illegible]に、金田[illegible]は三浦介義[illegible]の[illegible]にして、[illegible]治承四年八[illegible]、[illegible]十[illegible]、[illegible]云々[illegible]

（下浦）（金田灣）

菊名（キクナ）

金田の北にして、今西海岸の一[illegible]なり、[illegible]建[illegible]年[illegible]に、[illegible]

下[illegible]浦[illegible]

[illegible]地名のこれり）

津久井（ツクイ）

（筑井） 今[illegible]、野比と合せ、北下浦村と改む、金田灣の北[illegible]にあたれる也、[illegible]いひ、東鑑に見ゆ、此に住める人とす。其他同書に筑井八郎、[illegible]次郎、[illegible]など、[illegible]の北に[illegible]

長澤（ナガサハ）

今北下浦[illegible]と改む、[illegible]、[illegible]工藤、左衛門[illegible]、[illegible]七年十[illegible]月、院[illegible]中[illegible]（[illegible]）

野北(ノビ)　今北下浦村の大字とす、浦賀の西南一里半、金田の東北一里半。

最寳寺(サイハウ)　新記云、野北最寶寺は淨土眞宗を奉し、本尊を天拜高御叢師と稱す、鎌倉高御倉小路より移せる故なり(寺説に、京師禁中の高御車に安置ありし者とす)明德四年、治部少輔某より當寺へ與へし文書に「鎌倉高御藏前敷地内、太子堂々立事、任貞治三年寄進狀、並應安三年寄進狀等之旨、領掌不可有相違狀、如件」二は應永十一年、沙彌某より、別當民部阿闍梨へ與る所にて「野北村藥師堂、免田參段、畠貳段事任本寄進狀之旨、不可有相違之狀、如件」三は同三十年の目安案にて、五世明寶、六世明賢、七世明雅三人に上人號を賜る所なり、四は享德元年、持請より明餘へ與る所にて「鎌倉雪ヶ谷、高御藏最寶寺寺領等事、任先師明雅讓狀、并先師寄進之旨、領掌不可有相違之狀、如件」云々。〇二十四輩順禮圖會云、五門山最寶寺は初め鎌倉甘繩に在り、始祖明光上人は、甘繩に在りし時、了圓といふ、遺蹟錄によれば明光上人は、武州麻布了海師の門弟に列れり、正和五年、三十一歳にして、佛光寺六世の寺務を受く、其後覺如上人の命によつて、佛光寺を空性了源に附與し、元應二年西國に趣き、備後國山南の地に光照寺を建立し、又正慶の頃、同國當石に寶田院を造起し、化益すること十余年、法華宗と宗論の砌、存覺上人を請して、題目宗を屈せしめたり、後終に洛陽にかへる、此時存覺上人業が所望に任せ、顯名抄を記し與へ給へり、はじめ西國へ趣くとき、最寶寺を徒弟明俊に讓られ、其後九世明心の時、寺を野北にうつすと云ふ。

氷蛭郷(ヒヒル)　和名抄、御浦郡氷蛭郷、訓比比留。〇今詳ならず、諸郷の位置より推せば、北下浦(野北の邊)并に久里濱村にあたるごとし、名義不詳。天平七年、相摸國封戸租交易帳に「御浦郡氷蛭郷、肆拾戸、田壹町玖段」云々。

(平作川)　按に、平作川は衣笠、久里濱の溪流にて、氷蛭迫(ヒヒルサコ)の轉訛にあらずやとも云ふ、平作てふ大字もあり、永祿役帳に三浦平佐久九十六貫文と云ふに當る。

激浪雷轟九里濱、砲臺殺氣夕陽寒、要拓健筆詞形勢、
不作詩人軟弱漢、　鐵　心

久里濱(クリハマ)　(内川)　今佐原、岩戸をも併せ、久里濱村と云ふ、下浦の北に、灣岸別區を成し、平作川之に注入す。濱村の首部を八幡と稱し、入海あり、(平作川之に通ふ)近世其斥鹵を開き、内川(ウチカハ)新田と號す。浦賀町の西南半里、永祿役帳九里濱(クリハマ)に作る。

(奴田)　沼田城蹟は西浦賀村の西界山上にあり、守臺崎と云ふ、凡二千坪餘、今は陸田なり、内川新田開墾の前は、入海の出崎にして、要害の地なり、相傳ふ、三浦大介義明の持城なりと、按するに源平盛衰記、衣笠籠城の條に、奴田(ヌタ)城と載るもの是なるべし、〔新記〕

水路志云、久里濱灣は千駄(センダ)崎(金田灣の北角)と千代が崎の間に在り、灣頭に沙灘ありて、其北端に鹹潮あり、此潮は海より流入するものにして、潮岸を八幡邑とす、平根山、千代が崎は久里濱の北角にして、崎頭を大塚と云ふ、其前なる一小嶼を小塚と名つく、此灣は海底險惡の處多ければ、入泊に宜しからず。〇新記云、栗濱(クリハマ)明神は、今住吉社と稱す、久里濱は南千駄崎、北方平根山の出崎ありて、其間灣曲をなし、入海となれり、地形を按するに、古昔浦河の湊と云るも此地なるべし、後世海岸の地陸讓ありて、内川(ウチカハ)新田等開墾せしより、今の浦賀の地湊となりしならん、現に入海の内當村の對岸に元浦賀の小名あり、是證とすべし。〇東鑑、壽永元年八月、若公誕生、追代々佳例、御家人等、被召御護刀、亦御家人等獻御馬、及二百餘疋、以此龍蹄、被奉于鶴岳宮、當國一宮、大庭厚、三浦十二天、栗濱大明神以下、云々。

(栗濱)　平家物語、治承四年九月廿六日、三浦の衣笠の城に押寄て散々に攻候間、大介討れ候、子孫ども軍に負て、都合其勢三百餘騎、三浦の栗濱の浦より船に乘て、兵衛佐の跡を尋て、安房上總へ渡り候ぬ、云々。

嘉永六年六月、北亞米利合衆國、水師提督彼理(ペルリ)、兵艦四隻を以て浦賀に至り、通商交親を求む、幕府戒嚴して、接使の節を久里濱に起し、浦賀奉行に命し、其國書を納る、是れ實に近世外交の一新紀元たりき。

火船如電天砲雷、喧傳東海黑夷來、廟堂多策何勞我、
有底隱臺岩不開、捧星芒欲天如掃、早不傳檄得秋早、
我將起舞君且歇、書生論事休草々、　鐵　兜

佐原(サハラ)　今久里濱村へ併す、海岸わたる一里許なれど、平作川の入江、并に沼澤相連接し、其田部は極めて平低なり。三浦大介義明の季子佐原十郎義連あり、其裔孫六郎正連、三郎家連、六郎助連、四郎光連、七郎政連など、あまた東鑑に見ゆ、三浦族中の盛族たりき。

浦賀(ウラガ)　(浦河)　今浦賀町、鴨居、走水、大津を合せ、人口一万四千、横須賀の東南二里なる港市とす。近世幕府此に奉行廳を置き、江戸入津の船舶を監視し、海警を戒めたり、市街は江津を挾み、東西に相對す、凡千戸。

新篇風土記云、回國雜記に「浦河(ウラカハ)の湊といへる所に至り、此は昔賴朝卿の鎌倉に住ませ給ふ時、金澤、榎戸、浦河とて三の湊なりけるとかや、此の木戸はさしはりて見ず浦河に門を並べて見ゆる家々」と載す、西浦賀の小字久比里に元浦賀てふ地あり、「蓋古の浦河の湊村にして、後世此より現境に移りしならん、正保圖已に今の港となれり、享保五年、伊豆下田の奉行を西浦賀に移され、番所を各所に置かれ大番臺場と云へり。〇外交志稿云、弘化三年、異船あり、三崎城島に來り、進て松輪を過ぎ、野北洋中に來る、曰く北亞米利加洲ボストンの軍艦なりと、浦賀の鎮兵觀音崎砲臺にあり、兵を分て旗山、十石

山を衛る、鎮臺更に沿海諸藩に檄して出兵せしむ、是に於て海上各兵船を繋き、米艦若し命を奉せざれば擬斥せんとす、旌旗海に飄へり船舶往来織る如し、浦賀奉行諸隊を統べ、國法に據り通信を辭し、諭して歸らしむ、嘉永六年六月、北亞墨利加合衆國、水師提督彼理、兵艦四隻を率ひ浦賀に来り、國書方物を奉じて、通信互市を求む、幕府諸藩に命じ沿海を戍らしめ、假館を久里濱に起して應接の所とす、浦賀奉行戸田氏榮、井戸弘道等、館に就て應接す、幕議其重大の件、即答すること能はざるを以て物を與へて之を歸す、安政元年、彼理再び浦賀に来る、三月神奈川に於て假條約を訂し、下田港は即時之を開き、箱館は明年三月より開くことを約す、是を外交條約の創始とす。

浦賀港は口幅約一鏈半にして、水深四尋乃至六尋なり、港内狹少なれども、吃水九呎以下の風帆船には、最良泊地たり、此港は其處更に狹少にして、其岸邊に港市あり平根(ヒラネ)山の燈明臺(久里濱の北角千代埼に離る)は、北東に突出せる低角にして、浦賀港口の南角をなす、其に舊形の常夜燈臺あり、破損すと雖、今も尚存す、顯著にして海方より望むを得、烏が埼は浦賀港の東側なる断崖(明神埼と云ふ)の東に在りて、平根山に對し、地勢稍低し、烏が埼より東北觀音埼に至る間の海岸は、地勢起伏甚しく、其沙濱を成す處に、鴨居腰越の村落あり、其海は淺灘なり(水路志)〇新編風土記云、平根山の東、海岸の當同臺は、高丘尺の石垣を築き、上に樓を建つ、方六尺、火を點し夜中廻船の標とす、是れ慶安元年、石川六左衛門重勝、能勢小十郎頼隆等奉りて設くる所とぞ。又云、浦賀の名産擬尾魚(須湊志利)毎年寒中一兩度港内にて漁す、最壯觀なり、幅六十間長百二十間の網を水底に設け、小船數百艘其四邊を圍み、網繩を繰上れば必數萬尾を得て、價千錢に及ぶと云ふ、此漁獵に與るもの七十二人、其半を定額とし、元祿元年より税錢十三貫文を貢せしに、安永五年より二貫文を増す、漁するの日は、近隣の民来りて其業を助く。

「御前崎御番所船、諸役免許之條々、浦賀定請之猟方、壹人之内、年中半分御免之事、臨時公事篇、被仰附間敷事、御印判御免之事、地頭代官御業者、出之間敷事、於諸浦網引、并致釣事、縱雖爲權門知行、不可有横合、以上五箇條、御赦免被成候、然者御前崎御番所、爲御肴錢、一箇月二百五十文宛、由比代に可渡之、此外御雜掌、并御來客之時者、別而奉公可申候、(中略)弘治三丁巳霜月十五日、(虎印)見年人奉之

「浦賀番船方番錢之定事

右從柴出本船方六人、此番錢一ヶ月壹貫五百文、年中拾八貫文、十二ヶ月分高辻也、但壹月分一人前、貳百五十文宛に被定畢、每月晦日に於浦賀、愛洲(永祿役帳に、愛洲兵部少輔二百十二文、浦賀定海賊とある人是也)山本、近藤兩三人に可渡之、可取請取、浦百姓爲彼内、定請船方御赦免、其上前々五百文番錢者、半分被除之、貳百五十文に定置上、一錢も未進、如御法、每月晦日に必可渡之、代物撰引者、今度如被仰出、七十錢者撰錢、卅錢は地悪錢之內、可爲中錢也、若令無沙汰付而者、船方をば可被制頭、地頭代官にも可被懸罪科旨、被仰出候、仍狀如件、

庚申七月五日(永祿三年、北條家虎印)

柴代官百姓中

「江戸より被仰出、

諸國往來大小之船、向後相州浦賀湊にて改有之間、江戸湊出入之船は不及云、沖を直通仕間敷事、附漁船并押送之小船、魚荷許積候分は、改に不及、豆州下田より江戸迄之內、東之方江来候船者、只今迄改無之候得共、自今は有之船共、浦賀にて改有之事、東廻船之方茂、登り下り通船共、向後浦賀湊江乘入、改を請可申候、并安房上總下總常陸より、江戸又は下田迄之内を往来致候船は、只今迄改無之候得共、是又浦賀にて改有之事、諸廻船浦賀にて改請者、根府川浦賀の間、暫時茂かゝるべからず、享保六年正月、

船石拾石に付錢三文、廻船之者より可出之事、但遠國船者上下之分、拾石に錢六文宛の積、江戸へ来る度毎に可出之、近國船は幾度通船候共、遠國三度之積を以、錢十八文、年中最初一度可出之事、右は三崎城ヶ島、鳥羽菅島、兩所篝入用として、此度石錢相極候間、自今以後廻船之者共堅相守、通船之時當湊において可差出之者也、享保七年五月」、

近年浦賀に造船工場を起し、ドック(船渠)を設け、公私内外の船艦を造作修繕す。

浦賀(ウラガ)海峡

又浦賀水道と云ふ、三浦半島の東角なる觀音埼、松輪埼等と上總の富津埼、磯根埼、明金埼等、相對する水道にして、古人の謂ゆる走水(ハシリミツ)の渡是なり。

浦賀漁家俯碧濤、波濤洶湧門關、殊嚴障堡邊防備、偏警蠻夷外寇患、蝦虜帯蹄三馬舍、則人深怖五龍山、健兒拖腕終無事、岸成蕭然白日閑、　菅　鷹　室

水路志云、浦賀水道は東京海灣の門口にあたりて、隱險なし、唯其西側距濱約一海里の處に、海獺(アシカ)島あり、常に露出し、容易に識別し得べし、而して其附近に一個の暗岩あり、笠島と云ふ、又千駄埼及び浦賀港の附近に、數岩灘ありて、濱より海方へ其距離に列布す、金山灣は濱を距る約一海里の處に、掛根礁あり、此礁以内の海は許多の險惡地を有す。

觀音(クワンノン)埼

今浦賀町大字鴨居の管内にして、市邑の東二十餘町、古名佛(ホトケ)埼と云へり。觀音堂あり、天正十九年、觀音堂料朱印狀に佛崎と記す。此埼の上には、

近年燈臺并に砲墩を造らる。

觀音埼は陡峻にして樹林繁茂し、最も著明なり、富津の海堡と北々東より南南西に相對し、相距る三海里半、東京灣の咽喉を扼す、而して濱より陸地へ一鏈以內に於て、高潮面上約二百四十二呎なる圓錐形の一小山あり、燈臺の東側地は直に陡岸にして、埼の南東端附近に二顆の岩石あり、燈臺は觀音埼の埼端に設置し、晴天光達十七海里とす、燈高は海面上百七十八呎なり、又主燈下三十二呎の一窓に副燈あり。〔水路志〕〇新記云、大筒臺場は觀音崎の山上にて、船見番所を置き、大銃五挺を備ふ、傍に陣屋あり、文化九年始て建られ、其手に屬する與力同心及び足輕等、かの番所より代る代る來りて守れり、外に鐵砲方田付四郎兵衛に屬せる同心二人、江戶より此に來往して、海岸の非常を警む。

鴨居（カモヰ）　今浦賀町の管內にして、東浦賀と觀音埼の間なる海岸とす、鴨居とは神居（カミスヱ）の義にや、又蝦夷語にやとも云へり。

(多多貝)

鴨居の小字に多々貝（タタラ）あり、三浦大介義明の子義春は多々貝四郎と稱し、此に在住せしならん、東鑑に多多貝家號の人多く見ゆ。〇新記云、天正十七年、大銃を鴨居の鍛工に命ぜし事、北條氏の文書に見ゆ「大筒被仰付事、一挺三浦鴨居小松、云々、右御急用之間、一挺七日之日數を以、面々に可申付、山田致指引、手際をよく、きず無之樣に可出來由、可申付候、若無沙汰之者有之者、可遂披露、可被處嚴科旨、被仰出者也、仍如件、己丑十二月晦日」、小松は鍛工の名なるべし。

走水（ハシリミヅ）　今浦賀町の管內、觀音埼の西北傍なる村里にして、鴨居と相表裡す。走水の北に一岬東へ突出す、即旗山（ハタヤマ）鼻と稱す。〇走水は古書に馳水にも作り、其走水渡とは、浦賀海峽を指せり、走水の名義は、此間の奔潮急湍なれば起るか。

(馳水渡)

景行紀云、日本武尊、進相摸、欲往上總、望海高言曰、是小海耳、可立跳渡、乃至于海中、暴風忽起、王船漂蕩、而不可渡、時從王之妾、曰弟橘媛、穗積氏忍山宿禰之女也、啓王曰、今風起浪泌、王船欲沒、是必海神心也、願以妾之身、贖王之命、而入海、言訖、乃披瀾入之、暴風即止、船得著岸、故時人號其海、曰馳水。

古事記云、相武より出でまして、走水の海を渡ります時、其渡神浪を興てて、船廻（タユタ）ひて得進み渡りまさず、ここに其后弟橘媛の命白したまはく、妾御子に易（カハ）りて海に入りなむ、御子は所遣（マケ）の政事遂げて、覆奏（カヘリゴト）まをしたまふべしと白して、海に入りまする時、菅疊八重、皮疊八重、絁疊八重を波の上に敷きて、其上に下り坐しき、是に其暴浪自伏せて、御船得進みき、故七日の後、其后の御櫛海邊に依りたりき、乃其櫛を取りて、御陵を作りて治め置きき。

神明鏡云、日本武尊、相摸より上總へ渡り給ひけるに、伏戶（フスト）の渡にて、波荒く船已に覆らむとせしを、梶取申けるは、船中の美人を龍神の見たると覺ゆと申ければ、數百人の軍士失はむよりはとて、最愛の橘姬を、一人流し給へり、云々。〇古事記傳云、相摸國浦川より三十町計北に、走水と云ふ邑ありて、其海邊の山上に、走水の觀音とて寺あり、諸國の往來の船、此前の海を過くるに、必初穗米とて、其觀音に獻ることありとぞ、思ふに觀音と云ふは、もしくは弟橘姬などの御像にて、其由緣ゆゑ、海路を祈りしかたの、遺れるにはあらざるか。〇新記云、走水（ヘシミヅ）權現社は、山丘の上にあり、村の鎭守なり、祭神日本武尊、神躰は神秘なりとて、石櫃に收め、本社の上中にあり、今社壇には甲冑を帶し劍を持ち船に乘たる木像を安す。〇按に、走水社と觀音堂は、今各別なれど、元は相關係したる者歟、慶長十七年、僧靈屋の記せし緣起あり、其略に「十一面觀音大士、俗云船守（フナモリ）觀音、

(走水神社)　(船守觀音堂)

乃行基之所造也、往昔此山群鵜競集、巨蟒窟宅、其爲害也不鮮矣、方舟子張風、漁者駕波之際、鵜先飛來、相尋歸出於穴、便覆舟、由是迯漕漁釣者、甚以患之、天平十三年春、行基東遊到此、乃呪持降蟒、手刻大士像、以安於窟側、又別祝鵜靈、號鵜羽山權現、以爲山之鎮護、自爾以來、海上安穩、云々。

旗山鼻（ハタヤマ）　走水の一角にして、觀音埼の西北一海里許。水路志云、觀音埼より旗山埼に至る海岸は、斜に屈曲して小沙灣をなす處あり、其陸地は南面一帶山脈を帶び、其諸山皆樹木茂生す、旗山埼は走水村の北東角にして、高七十呎、埼上に砲臺あり、甚著明なり、明治廿七年、走水地角と富津第三海堡間の航道を禁せらる、第三海堡は第一第二の海堡と、東西一線上に並立し、觀音埼を去ること陸路北一里半許にあり、凡東京海灣の潮流は、概ね海灣の中央に强流す、而して其强力は富津埼、猿島及び觀音埼附近に於て增加す、殊に觀音埼附近にては、最大なる速力を以て縈回急走す。

大津（オホツ）　今浦賀町の管內なれど、走水の西に接し、北に向へる沙濱に居る。名義より考れば、古の走水の津村にて、相摸より上總へ渡れる船瀨の地にや、今は荒磯にて碇泊の地にあらず、繁華ありし歟。

走水郷（ハシリミヅ）　天平七年、相摸國封戶租交易帳に「御浦郡走水郷、伍拾戶、田壹佰參拾捌町」云々とあるも、走水郷の名は、和名抄に收めず、疑はくは脫逸せしならん、即浦賀町にあたる。

田津郷（タツ）　和名抄、御浦郡田津郷。〇今豐島村、橫須賀町にあたる。豐島村の公郷は田津浦とも云ひ、田戶（タト）埼の名現にのこるにて、之を知るべし。

公郷（クガウ）　今豐島（トシマ）村と改む、大津の西にして、橫須賀町の南に連接す、又久江に作れり。新編風土記に、公郷は昔大田津、田津浦とも唱へ、即田津郷の地なりと云へ

ば、公郷は公有官有の謂にて、中世私田に分ちし名目にや。今要塞砲兵の營所此に在り。

公郷村の舊家、永島氏の祖、出雲守正氏、左京亮正朝は北條家の時、浦代官たりと云ふ、古文書を收藏す、永祿十年の帖に、大田津新持助右衞門とあり、家系に助右衞門正行を正朝の弟とす、天正元酉年、永島出雲守、左京亮兩人に與ふるもの一通、同十三年、田津濱、代官、百姓中、舟持中へ頒ちしもの一通、同十五年、田津浦葛網の事につきて一通等あり、また永祿六年、公郷寺方百姓中に出せしもの一通、其文に「公郷寺方定納配分、百壹貫八百五十六文、定納之辻、此内卅貫文小數屋給田、卅貫文樁屋右衞門給田、拾貳貫文橋本に被下、以上六十二貫文、卅五貫二百五十文佐竹是永島分、四貫六百六文御料所方、以上卅九貫八百五十六文、合百壹貫八百五十六文、以上右如此給田に引渡、諸役錢之、殘所之佐竹之是、并御料所に懸る諸役等を者、可勤之者也、仍如件。

曹源寺（サウゲン） 今公郷の南、佐野に在り、古書に宗源、宗元通用し、東鑑、建久三年八月、三浦宗元寺に令奉幣給ふのこと見ゆ、永祿役帳にも、三浦宗元寺あり。

不入斗（イリヤマセ） 今豐島村の大字にして、公郷の西とす。新編風土記云、不入斗とは所謂不入の地にて、往古國守を置かれし頃、貢税免除の地たるべし、云々、永祿役帳にも見ゆ、又入山瀨にも作る。

西來寺（サイライ） 大臻山と號す、不入斗に在り、寺傳に曰、昔は天台宗なり、寬元四年、[illegible]道化の時、住僧深く教化を受け改宗す、然るに後六世頓譽に至り、小田原北條氏の[illegible]に逢ひ、此寺は鎌倉光明寺の末に隷し、瑞念と云ふ僧住す、天正十八年舊宗に復すと、書翰今に藏す、其文に「就今啓候、仍西來寺事住持、淨土宗瑞念と申人、被入置候由候、如何之儀候哉、兵直鑑循之覺悟に付而、本願寺門徒候、悉被追出、西來寺門中候由、大納言様へ可然様に、御取成を以、如前々西來寺被返付候様に、御馳走尤存候、惣様本願寺門徒、被召失に付而は、不及是非、此一寺計被出候はん、如何候、御馳走可然頼候、恐々謹言、七月廿九日、長谷川七左衞門殿御宿所、木下半四郎吉隆。

衣笠（キヌカサ）

今矢部、森崎、金谷、平作などを合併して衣笠村と云ふ。久里濱の谷奥にして、浦賀、大津の西にあたり、公郷に接す。衣笠城址あり、三浦氏の故墟なり、大楠山其西方に峙つ。

東鑑、治承四年八月廿六日、畠山次郎重忠、且爲報平氏重恩、且爲雪由井浦會稽、欲襲三浦之輩、仍相具當國黨々、此等風聞于三浦之間、一族悉以引籠于當所衣笠城、各張陣、東木戸口大手、次郎義澄、十郎義連、西木戸、和田太郎義盛、金田大夫頼次、中陣長江太郎義景、大多和三郎義久等也、及辰剋、河越、中山、江戸、金子、村山黨已下、數千騎攻來、義澄等雖相戰、昨今兩日合戰、力疲矢盡、臨半更、捨城逃去、欲具義明、義明云、吾爲源家累代家人、幸逢其貴種再興之代、蓋喜之哉、所保已八旬有餘也、計餘算不幾、汝等急退去兮、可奉尋兵衞佐、吾獨殘留于城郭、擬多軍之勢、令見重頼、義澄以下涕泣、雖失度、任命黙以離訖、廿七日、風雨、辰剋三浦介義明被討取、年八十九。

衣笠城址（キヌカサ） 衣笠村大善寺の後山とす。○舊記云、衣笠城は麓より登ること三町、頂上に金峯藏王權現社あり、此を本城の蹟と云ひ、南へ下ること若干歩にして平地あり、こゝを二丸の蹟とす、[illegible]の堂地なり、東面を大手口と云へり、當城は三浦氏累世の割據にして、其祖三浦平太夫爲通、康平年間初て茲に居城し、其子平太郎爲繼、其子大介義明（相模介となり三浦庄司と稱す、已上大善寺縁起、并系木等に所見あり）義明の子大介義澄に至るまで相續て居住せりと。○源平盛衰記云、大介義明云けるは、敵は一定明日寄べし、急ぎ衣笠に引籠て軍せよといへば、義盛申けるは、衣笠は馬の足立よき所なれば、寄手の爲には便あり、急に追落されなん、奴田（ヌタ）の城には三方は石山高くして、馬も人も通ひ難き悪所なり、一方は海口に道を一つ開たれば、よき者一二百人あらば、縦令敵何萬騎寄たり共、轍く責落すべからずと申、大介重て申、奴田と云は僅の小倉、人是を知らず、衣笠こそ聞えたる城よ、今は日本國を敵に受たり、身を全せんと思ふとも、何日か有べき、縦令今生べく共、人のいはんずる事は、三浦こそ一旦命を延んとて、さしもの名所を捐て、奴田城に籠たりけれと、沙汰せられん事も口惜し、云々。

矢部（ヤベ）

昔郷名にして、今の衣笠村にあたる、後世大矢部、小矢部、衣笠、森崎等に分れ、近年又衣笠に併す。東鑑、建久五年十月、三浦矢部郷內、可建立一堂之由、思食立、爲奉訪故介義明没後也、仍[illegible]其他、云々。今滿昌寺とて、その故蹟ありて、大介の廟を御靈明神と唱ふ。

嘉禎年間、北條武藏守泰時[illegible]、[illegible]に矢部禪尼と稱し、此地の別莊に在りし事、東鑑に見ゆ、「嘉禎三年、矢部禪尼、賜和泉國吉井郷御下文、前遠江守盛連、[illegible]也、後御下文、五郎時頼被持、向三浦矢部別莊」云々、今其遺蹟を傳へず、僧虎關が濟北集に、矢部尼除雨の詩あり「[illegible]、西陰[illegible]、其前[illegible]、[illegible]花菜實約幾」矢部の小坪谷は山間にあり、山腹を穿ちて巖窟凡て十九箇、窟中各石塔相並べり、此内大なる窟中に五輪塔二基あり、千手觀音の石像を置く、是三浦爲通、同義繼の墳なり、其餘は皆三浦一黨の墓なりといふ、又板碑一基あり、文永八年五月十四日、左衞門尉平盛信」と鐫る、盛信は佐原氏にて、[illegible]其菩提の爲に造立せしにや。（「舊記」）○[illegible]記云、平九郎

(屋部)

判官胤義が子供五人あり、十一、九、七、五、三なり、祖母の尼養て、三浦の屋部(ヤベ)と云所に在りけるが、彼子供皆斬らるべきに定められる、伯父駿河守義村承て、郎等屋部に向て此由申入ければ、尼は十一なるを止めて、四人の孫出しけり、鎌倉へは入るべからずとて、手越の河端にて下し誅かる、目もあてられぬ有様なり。

平作(ヒラサク) 今衣笠村の大字とす、大楠山の東北麓にあたり、田越村大字木古庭に接し、平作川の水源即此とす。永祿役帳に平佐久に作る。水蛭郷を參考すべし。

横須賀(ヨコスカ) 今横須賀町、人口二万、本郡の治所にして、鐵道大船より十哩、横濱より十九哩。近世まで尋常なる海村なりしが、文久年中、幕府此に造船廠を建て、明治維新、益經營を加へ、鎮守府を置き、内港を以て軍港に定めければ、一盛邑と爲る。

北條永祿役帳曰、五十貫文、三浦横須賀、横須賀安藝守、諸役一切御免、棟別段錢懸錢共、此外五拾貫也、御公方樣へ永代買得、但着到者百貫役、如前々之被仰定也。

(米濱)(猿島)

横須賀の内港は西に在りて、別に東方に外港あり、其間に半島あり、半島の東北角を勝力埼と名つく。勝力埼より南、公鄕浦、田戸が埼の間に泊(トマリ)里浦、楠が浦、米(ヨネ)が濱等あり、(米濱の高崖の上に龍本寺あり、登臨の勝地なり)皆横須賀外港の港岸とす、猿(サル)島は外港の沖半里許に在り。

水路志云、猿島は田戸が埼の北東約一海里に在り、其大さ東西約一鏈、南北約二鏈半、高百三十八呎、其頂平かにして砲臺あり、觀音埼并に富津第三海堡と、互に三角形を作す、猿島と勝力埼の間は、岩礁淺灘多くして、大船を行るべからず、然れども東京横須賀往復の小汽船は、常に此間を航走す。

新編風土記云、横須賀は天保中家數二百、この地は東鑑「建保二年三月、將軍家爲覽花、御出于三浦横須賀、義村一族等儲駄餉」云々と載す、又禪林僧傳に「夢窓國師、遣泊船庵、山巓建一浮圖」とあり、横須賀塔が谷の三重塔址の事ならん。○國師詠草に「國師の相州三浦に、泊船庵と云ふを結びてすみたまひける頃、よみ給びける、ひく鹽のうらとほさかるおとはしてひかたも見えず立つ霞かな、相州三浦の横須賀といふ所に、いり海にのぞみて泊船庵とて住給ひける頃、中納言爲相卿とふらひ來られたりけるを、舟にて送りいだしける時に、よみたまひける、假に住む庵尋ねて訪ふ人をあるじ顔して又送りぬる」、此泊船庵の檀那を、三浦安藝の前司貞連といふ由、詠草中に見えたり、されば嘉曆年中の事なりと知了せらる。

春風嶬棹綠陰天、指月峰高皆聳峯、壺主怕人嫌水淺、海潮直放到門前、〔貞和集〕　清　拙

泊船門外暫維逢、來覓先師昔隱蹤、[illegible]揖空餘黃葉滿、遺題無復碧紗籠、獮猴搗盡山々果、鶺鴒棲殘岸々松、好在浮圖猶如故、光分海印影重々、〔空華集〕

泊船庵　義　堂

横須賀軍港(ヨコスカ) 横須賀半島の西、長浦、吾妻山、放波島の間なる港灣にして、港口三鏈、縛入一海里餘。吾妻山は高三百六十呎、放波島は狹水道に由り、吾妻山と相分離し、吾妻山も狹水道に由り長浦陸地と分離す。鐵道停車場、并に造船所等は、港底に在り。

觀造船廠、　武富圮南

一見百開驚、爲此偉功成、港灣冠海寓、工廠表神雄、何怪鰐身化、直看鯨體呈、最嘉諸蕃舶、輻湊乞修營、

横須賀鎮守府(ヨコスカ) 本府は第一海軍區を管す、(北海道室蘭鎮守府の設置なきを以て、第五海軍區をも兼攝す)第一區とは、三重縣より盛岡縣に至る海岸にして、東方の海岸に係る。

横井氏工業史云、徳川氏のはじめ、支那和蘭の船舶を折衷して、一時發達せし造船術も、寛永鎖港以來、地廻船のみとなりて、つひに其術を失ひしが、寛政のころより外交の事漸く迫り來りたるにつれて、明敏なる水戸藩主徳川齊昭の如きは、はやくも江戸石川島に造船所を建てられしが、偶安政元年十一月、魯國の軍艦伊豆の崎に於いて沈沒せしかば、船員等戸田(ヘダ)灣に入り、木村船匠を募集し、スクーナル二隻を造る、當時魯人に從ひて就業せし船匠、多くは幕府海軍所に收められる、水戸藩も亦石川島造船所より船匠を遣して、魯人造船の模樣を視察せしめ、尋て長崎に遣し、蘭人に就て造船術を研究せしめられたりきとぞ、同じき四年、幕府は長崎港内の飽浦(アクノウラ)に製鐵所を設け、蘭人に建築の事を託し、文久元年に至りて竣工せしかば、さらに文久三年、同港の立神(タテカミ)に修船渠を設くるの計畫をなし、既に着手せしが、偶上國の變に際し、この工事は其まゝにしてとゞめられしとぞ、(明治七年、新政府更に工事に着手し、同じき十二年にいたりて竣工せり)これらの外、幕府は永井岩之丞の建議により、元治元年、佛國公使レオン、ロセスに謀り、地を相摸國横須賀村に卜して、一大修船渠を設くる事に決せしかば、外國奉行柴田日向守を佛國に遣し、技師を雇聘して、慶應二年三月起工、又この年十一月横濱にも製鐵所を分築することに從事せしといふ、されども兩つながら完備ならざりしかば、維新後修築を加へられて、今日の如き盛大のものとなれり、今の横須賀第一海渠は、慶應二年三月舊幕府の起工せしものを、維新後新政府において工事を繼續し、明治四年一月竣工せしが、又これに引つゞきて同じき四年六月、第三海渠を起工し、同じき七年一月竣工せしとぞ、また第二海渠は同じき十三年七月起工し、同じき十七年七月竣工。

逸見(ヘンミ) 今横須賀町の管内にして、停車場の邊を云ふ、東鑑

三浦黨の中に、逸見太郎、同五郎、同六郎あり（建保亂の條）此に住せる人々とす、海岸に鹿島社あり。

新記云、逸見鹿島社の神躰木像の背に、慶長十七年の銘あり、棟札に「奉建立、鹿島宮寶前、大檀那三浦安針敬白、云々、寛永十三丙子暦、八月廿四日」とあり、其三浦安針屋鋪蹟は、村の中程、淨土寺の南にあり、今陸田となれり、相傳ふ、此安針は朝鮮の人なり、按するに長崎夫紀曰「慶長五年、泉州堺の浦に異船着岸す、咬𠺕吧より商賣として、阿蘭陀人、諳厄利亞人相渡と申に付、江戸へ注進す、江戸へ廻船すべき由御指され出帆す、海中難風に逢ひ、相州浦川に打寄破船に付、乘組の人數陸より江戸へ召され、御詮議あり、年々渡海致し商賣仕度由願ひ奉る、乘船なき故八九年逗留す、其内御扶持方拜領、阿蘭陀の頭人ヤンヨウス、諳厄利亞の頭人アンシと申者逗留の間、折節御城へ召し、異國の咄段々御尋の上、右兩人へ屋敷等拜領仰付られ、住居せしむ、今に於て江戸ヤンヨウス居る所をヤヨソ河岸、アンシ居る所をアンシ町と申候」云々。〇安針塚（アンジンヅカ）は、横須賀停車場の西南、半里程、琵琶首坂の上にして、東山村木古庭（キコバ）の方へ下る路傍に存す、二基石相并び、一は妻女なりとぞ。安針は本名ウヰリアムアダムス、慶長五年江戸に至り、留まりて徳川家に仕へ、釆地二百五十石を此逸見村に賜はり、三浦安針と稱せらる。近時諸史家の研究に據るに、其死は元和五年か六年にして、肥前平戸港なり。されど安針投歸後は、邦人の女を娶り、二子さへありければ、此なるは分骨塚又は追福塚なるべし。又木村鹿島社棟札に、寛永十三年三浦安針とあるは、妻（寛永十一年死、馬込氏の所出の二子ジョセフ スサンナの中のいつれかが相續したるならん。されど二代にて此家も斷絶したるにや、其後は江戸安針町の町民代りて、年々の供養をなし、今に怠ることなしとぞ。

（安針塚）

浦郷（ウラノガウ）

今浦郷村と云ひ、田浦、長浦など併す、逸見の北にして、六浦江に至る、即ち本郡の北極限とす。浦郷の南には長浦港并に深浦港あり、六浦江は相武の堺界にあたり、江口に夏島、烏帽子島等あり。

浦の郷村、山谷疊嶂にして三の峠あり、其中北方にあるを貢南堂と呼び、南方にあるをガラメキと唱ふ、北條役帳曰、鞠倉右馬助、百二十貫文、三浦浦郷、三十二貫文、同所居増、浦郷居増分は重て致検地上、役可被仰付者也。〔新記〕

長浦港（ナガウラ）

横須賀軍港の諸灣にして、其口約六町、深入一町餘、港内は廣狭一樣ならず、其一を深浦（フカウラ）と云ふ、泥灘其口門を擁し、堆中僅に一條の水路を通じ、小舟を容るるのみ、深浦は古書に榎戸（エノキド）と云ふに同じ、近世の初めまで湊に舟多く入りしと云ふも、今は湊の名をのこすのみ、又すべて浦灣の邊なる長浦村を、長浦と云ふは、長浦の舊名の證言にや、長浦の舊時半島は、横須賀軍港の西北を蔽ふ者にして、二條の溝渠を以て、三段に分離せらる。中間なるを善蓮山と云ひ、其溝渠は近年の開通に係る、小舟を行るべし、北端は彼波島なり、其溝渠は舊幕時代の切通と云ふ、今は満潮にあらざれば舟を容れ難し。

（長浦）

夏島（ナツ）

浦郷烏帽子島は高百尺許の圓錐岩にして、低潮には陸岸より沙洲を以て連續す、其東北百餘間なる夏島も、大低潮には泥堆を以て連續することあり。夏島は長六町横四町許、高二百尺餘、六浦江の灣口にあたり、耕田あり。

御浦郷（ミウラ）

和名抄、御浦郡御浦郷。高山寺本、訓美宇良。〇今浦郷村即是也、田津郷の北にして、武州久良岐郡界に至る。新編風土記に、佐島村に小名三浦埼あれば、彼邊は古の御浦郷かといへり。されど佐島の邊は、郡内にも殊に偏僻の地なれば、疑ふべし。〇浦郷の遺名の存在と、地形の良好なるに因り、此と推し定めつ。

嗚呼三浦渡頭舟、同誘着岸上消、自失生来道骨、帰山空作等閑遊〔空華集〕南日渡海出、伯洲鬼誦善道實、往来獨臥筠窓雨、夢遶寸崖翠壁間〔同上〕

東鑑、元仁元年五月、近日浦々大魚、其名不分明、多死浮波上、寄于三浦崎、六浦、前濱之間充満、鎌倉中人擧買其魚、家々煎之取役油、異香満閭巷、士女謂之旱魃之兆、無先規非直也事、云々。

武藏國

武藏國（ムサシ）

南は相模、東は下總、北は上野、西は甲斐、並びに上野、東南隅は江灣に至る、面積凡三百九十方里。坂東平野（バンドウ）の中部に位し、利根（トネ）の水脈、北境を過り東方を流潤す、西界は秩父の山巒屏障を爲し、險固重層す。此江山の間なる曠爽は、謂はゆる武藏野にして、中世に至る迄、林叢藪澤の地たりき。慶長中徳川氏江戸城に居り、諸侯を威服して幕府を建て、豊臣氏の後を承く、爾後二百幾十年の治平を致し、江戸は古の鎌倉に代り、海内の大都會と爲る。其殷盛繁富のいまだ曾て有らざる所、近世東國風氣水土の改變、之に因れる者多し。明治元年幕府已に壞れ、江戸を以て東京と爲し、皇居を移されて政を布かれければ、形勢又一變に就く。今東京府、神奈川縣、埼玉縣の三治廳に分理し、今州二市、二十郡とす。

東京市（府内）荏原郡、豊多摩郡、北豊島郡、南葛飾郡、南足立郡、北多摩郡、西多摩郡、南多摩郡、

（以上、東京府管轄）

横濱市、久良岐郡、橘樹郡、都筑郡、(以上、神奈川縣管轄)

入間郡、北企郡、秩父郡、兒玉郡、大里郡、北足立郡、南埼玉郡、北埼玉郡、北葛飾郡、(以上、埼玉縣管轄)

(无邪志國)(胸刺)

武藏は國郡制置以前に在りては、武藏、秩父の兩國たり、而も其武藏は无邪志にも作り、邪に濁れり。國造本紀に无邪志の外に胸刺を載するは、重複刪すべし。新篇武藏風土記稿に、无邪志國を以て足立の邊と爲し、多摩を他の胸刺國に擬せしは妥當ならず。胸刺はよみて牟佐之と云ひ、牟奈佐之にはあらず。其名義は古來諸家の解を試みし者多しと雖、甲是乙非、いまだ其判決を得ず。惟ふに東方は夷種の古國也、謂ゆるムザシの如きも、古夷語に出つるなからんや、但し之を近代蝦夷語に因り、疑似の說を爲すは危惧を免れざらん)後考に待つ。

國郡沿革考云、武藏は古无邪志と稱し、秩父と共に各國造あり、古事記曰「天菩北命之子、建比良鳥命(又建部島に作る)此出雲國造、无邪志國造等之祖也」按、牟邪志の邪字濁音なり、萬葉集十四に牟射志野とあり、射字も濁音なれば、古は濁音に從ふこと知るべし、和名抄に牟佐之と注す、當時既に清音に轉せしなり。○國邑志稿云、神代紀一書曰「天穗日命、是出雲臣、武藏國造、土師連等遠祖也」國造本紀には「无邪志國造、志賀高穴穗朝(成務)世、出雲臣祖、名二井之宇迦諸忍之神狹命、十世孫(名二以下十餘字詳ならず、疑くは誤字あり)兄多毛比命定賜」とあるに合す、而も又「胸刺國造、岐閇國造祖、兄多毛比命兒、伊狹知直定賜」とある胸刺は无邪志に同し、別に一國ありしにあらず、父子相襲きけるのみ、伊狹知直は、神功紀に海上五十狹茅と云ふ人に同しければ、其頃に父跡を賜りしなり、海上と云ふも今の上總國內の古名なること、神代紀、國造本紀に徵驗すべし。○陸路記云、武藏相摸の名の義、縣居の說に、身狹の國なり、身狹上身狹下の畧なりといはれつれど、穩ならずと、諸國名義考に、齋藤彥麻呂がいひたるは、さる事なるべし、おのれは之を布佐加美、布佐志毛といはんか、もと此邊なへて草木五穀のふさやかに生出たるより、おほせたる名なる事は、古語拾遺に、好麻所生、故謂之總國とあるにて著明し、かゝれば安房も阿波ももと全し義にて、布佐をつゞめてはといへるものなり、この好麻所生を總の國といふとある總の國は、上總、下總、安房のみに限らず、この相摸、武藏をかねていへりとおぼし、後に餘り廣きに過て、それ〲に國をわかちて、此五國となりし物から、循總の義は失はずして、ふさかみのふを省きてさがみといひ、ふさしものもを省きてふさしといひしが、ふの音便に就きて今は武藏といふやうになれるなり。○郡名同唱考云、武藏は國名にして、又豐後大分郡と、國埼郡との郡名なり、是等の武藏、古へは武刺、又胸刺、又身刺とも書けり、國名なるは、更科日記に武藏國の事を「むらさき生ふときく野も、あしかやのみたかくおひて、馬に乘りて弓もたる末見えぬまて、高くおひしげりて」云々、撰集抄に「さきつ頃武藏野を過侍りしに、東西南北のみしげりて」云々、名所方角抄に「一國おしなべて野なり」などあるが如く、むさしの廣原に茅茨多くして、行人の身を刺す事ある由にて名附たるにやあらむ、內山眞龍が考に、御坂上を相摸といひ、御坂下を武藏といひ、本居宣長が說に、相摸武藏の地を總て本は佐斯の國と云けむを、二ッに分て武藏相摸とはなりけむ、(相摸といふ名は佐斯上の斯を省き、武藏は身佐斯の意ならむ、古書どもに身刺とかけり、身とは中に主とある處を云ふ、屋の中に主とある處を身屋といふが如く、武藏は佐斯の國の內に主とある廣原の地なれば、かく名けつらむ)といへるが如きは、うけかたし、豐後なるも皆胸刺の義を取れるにて、同義ならむ。○菜雜志云、(田中頼庸案)昔草昧の世に、武藏野の原最廣らかに茫びにあらびて、國形未た治らず、謂ゆるムサクロシともいふべき形狀なりければ、土俗の云ひなしけむままに、自然國名にも負ひたらむも測り難し、とにかくにムサシとは心に快からぬ廣望につきて、云出たる名なるべし、國造本紀に胸刺とも擧げたるにてムサシとはムナサシより出てたりとも思はれ、心胸に苦み覺ゆるをムサシといへるなり。(ムサクロシは胸刺苦にて、ムザムザムザンなど云ふ語も、同一根に出づる歟)○地理志料云、景雲二年紀、本州獻白雉、詳類聚、國號武藏、既是職武崇文之祥、是因字爲頌者、非本義矣、僞風土記、日本武尊埋兵仗於秩父嶺、因名武藏、固妄矣、岡部氏曰、相摸武藏、初稱身狹國、後分爲身狹上、身狹下、本居氏曰、以佐泥佐斯、冠乎相摸、佐泥歎語、佐斯國名、後爲二國、曰佐斯上、曰身佐斯、身對四陂言之、本州古平曠地、猶家之有身屋也、栗田氏曰、續日本紀有養老馬入牟射志、蓋或緣馬得名歟、因謂、日本紀或字訓佐之、牟佐之疑馬城之義、州多官牧、皆設別當管之、見延喜式、三代格牧訓死末岐、即馬城也、按五雜俎、兒戲有馬城、不論縱橫、三子聯則爲城、馬城與飛食人一子、邦俗所謂牟佐斯者相似、姑附備考。

景行紀、日本武尊東夷討伐の時、武藏を經由したまふ、(此道途の往來につきては、常陸國治郡、并びに上野碓日嶺の條に參考すべし)神功紀に、武藏人下熊長彥、仁德紀、武藏人强頸、雄略紀、武藏直丁等あり。安閑紀には、武藏國造笠原直使主、同族小杵と國造職を爭ふ、朝廷臨斷して使主を以て國造と爲さる、使主因りて國家の

爲めに横淳(ヨコヌ)、橘花(タチハナ)、多氷(多末(マヽ)、もしくは多米の誤にして、多摩郡の地にあたる)倉樔(倉椅(クラキ)の誤ならん)四處の屯倉を置き奉る。此武藏國造、蓋出雲臣同族にして、氷川神を氏神とせる者なり、姓氏録に入間宿禰亦同族とす。然るに聖德太子傳曆に、武藏國造物部連兄麿あり、上古の國造氏斷絶して、異姓に國造を賜りしごとし。國郡制置の後に及びて、國造の徽號を負ふ者は、大伴部氏にして、三たび姓を易へしを覺る、入間郡、足立郡等の條を參考すべし。

地理志料云、太子傳曆、舍人物部連兄麿呂、賜姓武藏國造、景雲元年紀、足立郡人大伴直不破麿呂、賜姓武藏宿禰、爲武藏國造、延曆六年紀、足立郡采女、武藏宿禰家刀自、十四年紀 以足立郡大領武藏宿禰弟總、爲國造、弘仁二年紀、出羽人无邪志直膳大伴部廣勝、日本靈異記、多摩郡大領大伴赤麿呂、可知大伴直、與武藏國造同姓、將門記、有足立郡司判官代武藏武芝、即其裔也、國造本紀、别有胸刺國 舊本、无邪志考注胸刺二字、傳寫誤爲二國者、新編武藏風土記云、西有知知夫、東有无邪志、則胸刺蓋今多摩郡地也、彌諾、多末屯倉已屬武藏國造、其妄不待辯。

延喜式、和名抄、武藏國二十有一郡を管す、中世に及び、多摩、入間を東西に分ち、足立を上下とし、二十四郡の目あり(武藏二十四郡と云ふことは、曾我物語に載せたり、拾芥抄にも二十四郡とすれど、其目を擧げた縣、東海、那珂とある、那珂は重複し、大縣、東海は他に聞見することなし、杜撰知るべし、文明八年の江戸城江亭記に、武(ブ)之安危係千公之一譲、可謂二十四郡唯一人、云々、當時二十四郡の稱ありしを想ふに足る)德川幕府に及び、諸郡名を一に復し、下總國葛西庄、下河邊庄等の地ふ當國に割取して葛飾郡と云ひ、通計二十二郡、あり、(葛飾郡、武州へ割取の年代に就き異説あり、南葛飾郡の下に詳載す)正保國圖、元祿國圖同じ。近世檢地、天正古檢六十六萬七千石の後を承け、正保改高九十八萬二千石、寬文の比、武藏野所々の舉開成り、十八萬石の新田を加ふ、享保、元文の間に、見沼、荒川及び諸所の治水あり、新田又加はり、天保中に至り百二十八萬石と稱したり。

武藏野(ムサシ)

是れ當國の平野の謂ひなれど、本來は國名と共に野名に出でしやも知るべからず。地理上より其形勢を擧せば、南方相模(サガム)野に隣り、北方利根川に至り、西界は秩父、甲斐に連なれる高峰峻嶺を仰ぎ、東は江河(利根の諸派)及び溟海を以て相限ると謂ふべき歟。されど是れ利根水系、坂東平野の一部を指したるにて、本來の大形勢より云へば、八州平野の最廣なるを擧げて、特に武藏野といへるなり。故に古今遊覽賞翫の人は、往々武藏野の廣大なるを嘆ずるに、坂東平野と同一にして相分つなきことあり。而も狭く取れば、府中河越の間、即江戸の西北部に連なれる地、最平曠茅萱なりければ、特に指して武藏野と呼ばれ、近世に至るまで田宅多からず。今や墾破力を餘さずと云ふと雖、多摩、入間の郡中に、雲閑林藪、彷彿として上古草萊の景趣を呈する地あり。

武藏野にうらべかたやきまさでにものらぬ君がなうらにでにけり、略解云、野の鹿の肩骨を取りて、燒きて占なふ、故に、かく云へり、眞實に告らざりし君の名が、占に顯れ出でたりと也)(萬葉武藏國歌)

新編武藏風土記稿云、武藏野は田澤氏の地名考に論して「是れ當國十郡に跨りて、西は秩父峯、東は海、北は河越、南は向が岡、都筑原は至ると」云々、最廣漠の野なりし事は、諸書紀行の類にも載たり、續紀國史曰、仁德天皇四十八年春、令戶田眞人、蒐武藏國豐島郡、得二頭之狐、而歸奏、云々(今按、豐島郡得狐の文は、類聚國史の逸文とつたふる濫觴部に在り、又總國風土記にも見ゆと云へど、共に僞書也、獨仁德帝の時代には、眞人姓のあらんやうなし、僞書必せり。又仙覺萬葉抄に、此野は鹿の多くて、常に狩をする故、鹿を占方の肩やきの料にすることなりし歟ありと見えたり、長元の頃も、猶其さまなりしにや、常陸介菅原孝標が女の著せし更級日記に、「今は武藏國になりぬ、ことに(コトニ)をかしき所も見えず、濱も砂子しろく、なみもなく泥土の樣にて、紫生ふと聞く野も、蘆荻のみ高く生ひて、馬に騎りて弓持たる末見えぬまで、高く生ひ繁りて、中を分行に、竹芝と云ふ寺あり」と云へり、此竹芝寺の事詳ならざれど、品川の小名に芝前と云ふ所ありて、往古竹柴の濵の遺名なりと傳ふれば、もしくは其邊なるにや、三田の濟海寺を竹芝寺の遺蹟と云ふ、說もあれど、其據なしらず、是等に據ても古へいと曠野なりしさま推て知らる、横野、岡部原等の地も、武藏野の中にて小名なるべし 當國の歌名所とて數へらるゝ玉の横野、岡部原より、三芳野、入間野、都筑原、大屋原は云ふまでもなく、狭山、横田、など云ふも、皆原中の丘垤崖岸と知るべく、十郡とも限られざるべし)武藏多摩名勝圖會云、武藏野は名所方角抄に「鎌倉より奥州へ下るに、先武藏野へいづるなり、野の初る所は鎌倉より五六里なり、一國おしなべて野なり」云々、丙辰紀行には「名に負ふ武藏野は、月の入べき山もなしと云へば、誠にそこはくの蒼莽を過て又蒼莽なり、豐島、新座、葛西、越谷、岩槻、河越、高麗、忍なども皆武藏野の内にて侍る」と云へば、地名考に十郡と數へしに合はず、北國紀行に「箕田と云所にあかして、武藏野を分侍」とあるに、足立郡なり、東路のつとに「鉢形を立て、須賀谷と云所に逗留す、武藏野の昔の中程なるべし」とあるは男衾郡、比企郡なり、されば十郡の外にも跨る、又此野に紫根を名産とせることは、延喜式にも當國紫草三千斤を貢進する例を載せたり。

(牟射志野)

こひしけば袖も振らむを牟射志野(ムザシ)の宇家良が花の色に出なゆめ、〔萬葉武藏國歌〕我せこをあどかも云はむ牟射志野の宇家良が花の時なき者を、(略解云、宇家良は白朮なり、朮の花は白きも又紫を帶びたるもありて、紫なるを色に出とよむ)

(武藏野原)

紫の一本故に武藏野の草は見ながらあはれとぞ見る、讀人不知、〔古今〕○武藏野や行けども秋のはてぞなきいかなる風の末に吹くらん、通光、行末は空もひとつの武藏野に草の原より出つる月影、後京極、〔新古今〕○逢人に問へどかはらぬ同し名のいくかになりぬ武藏のの原、後鳥羽院、〔續古今〕○出つるにも入にも同しむさし野の尾花を分くる秋の夜の月、能海、旅人の行かたかたにふみ分て道あまたあるむさし野のはら、右大臣、〔玉葉集〕○武藏野や入べき峰のとほければ空に久しき秋の夜の月、久明親王、〔續千載集〕○富士の根をふりさけ見れば白雪の尾花につゝく武藏野の原、長秀、〔續後拾遺〕○武藏野は月のいるべき峰もなし尾花が末にかゝる白雲、通方、〔續古今〕○行末は露たにおかじ夕立の雲にあまれる武藏野の原、讀人不知、月影も露の宿りや尋ぬらん草にはてなき武藏野の原、長綱、草にあまた旅寢を數へてもまだ武藏野は末で殘れる、賴康、武藏野もさすがはてある日數にや富士の嶺ならぬ山も見ゆらん、宗久、あづま路は百里ながら武藏野のとほきに末をなほやまよはん、贈左大臣尊氏、〔新後拾遺集〕○太田持資上洛の時、武藏野はいかばかり廣き野ぞと、勅問侍りけるに讀める、露置かぬ方もありけり夕立の空より廣き武藏野の原、〔關東古戰錄〕○寓揣ゝ道は空よりむら消えて草葉にかへる武藏の原、夏しれる空や富士の根草の上に白雪あつきむさし野の原、堯惠、〔北國紀行〕

大和國春日山の邊にも武藏野あり、伊勢物語に業平朝臣の「武藏野はけふは勿燒きそ」とよまれしはそれなり、業平は當國へも下向せられたれど、彼歌をば當國の野には援引し難し、但し家集に「武藏野の若紫の摺衣忍ぶの亂れ限り知られず」とあるはいつこにや、擬定を知らず。

天武持統の朝廷の比より、當國に百濟新羅等の歸化種を安置して、生業に就かしめられしこと、古書に見え、武藏野の中、新羅高麗の兩郡の存在するを見れば、是等も皆荒野墾開の一端なりしを知る。又天長年中、入間多磨の郡界に悲田所の設置あり、又民政の一助なり。東鑑には、武藏野、多磨野等の開田のこと數見す。太平記、正慶元年五月、新田勢武藏野に出てて、鎌倉勢と戰ふ條に「四方八百里に餘れる武藏野に、人馬共に充滿て、身を側るに所なし、草の原より出る月は、馬鞍の上にほのめき、鎧の袖に傾けり、尾花が末を分る風は、旗の影をひらめかし、母衣の手靜まる事ぞなき」と形容を盡せり、方八百里とは坂東道にて、謂ゆる六町一里の計算ならんも、八百と云ふは誇大の言に外ならず。凡此役の大戰以後、武藏野は數度干戈の街となりしが、元龜天正に至りて止みぬ。されば江戶の狂歌作者の句に、「武藏野も民のかまどにたてつぶし軒より出でて軒に入る月」とうち興したり。

江戶砂子云、武藏野とは府の西、中野のさきをいへり、季經の歌とて「武藏野の萩や薄を掘捨てて植て置ばや瓜や茄子びを」とあるが、今は其願の如く、大方畑となりて、江都の野菜は、此原より出、偏に繁昌のしろしなり。又云、武藏野逃水(ニゲミヅ)とは誠の水にあらず、若草の中立て、長閑なる春の空に、地氣の立昇るを、此方より見れば草の葉末、シヨロ〳〵、水の流るゝ如く見ゆるなり、其所に至ればなくて、又向の方にぞ影見え、いつくまでも所を定めず追行く程に、水の逃るに似たり。○關八州古戰錄云、武藏野の逃水とは、其水は多摩郡府中の六所明神の邊に有、他國にて蜻蛉の沼、陽炎(カケロフ)の水、室(ムロ)の八島(ヤシマ)など呼傳たる類なるにや。

東路にありといふなる逃水のにげかくれても世をすごすかな、〔夫木〕

(武藏名勝圖會には、逃水とは伏流潜水のことならんといへり、氣影にはあらざるべし)

江戶名所圖會云、武藏野翁は、郁芳門院の一﨟の武士なりしが、女院崩御の後、年二十九にして、發心出家し、是より後はひたすら世を遁れ、諸國を遊歷し、武藏野に止る、花に臥し月に嘯き、野の廣きを愛て、六十年を經て、圓位法師に邂逅す、通宵古を談じ淚を灑ぎしこと、西行物語に見ゆ、其蹤跡等の事世につたへず。

西行撰集抄云、武藏の國にわけ入程に、尾花が露に宿る月、末こす風に玉ちりて、小萩が本の蟲の音最心細く、武藏野の草のゆかりを尋ねけんもなつかしく、宿をば月に忘れて、あすの道ゆきなんと、くちすさびてゆく、云々。

武藏嶺(ムサシ) 新風土記云、秩父の諸山を武藏嶺と稱へしやにおもはる。○宗祇名所方角抄云、鎌倉より奥州へ下るに、先むさしへ出るなり、武藏野の初る所は、鎌倉より五六里也、鎌倉より北にあたるなり、國中に山なし、秩父山の嶽は西のはしなり、云云、むさし根といふも此秩父山なり、此山よりみこしに富士は見えたり、又あら川といふは秩父山より流れ出て、東へ流れ出る大河也。

武藏嶺のをみ嶺みかくしわすれ行く君が名かけてあをねしなくなる、〔萬葉武藏國歌〕

武藏野の乎具奇(小嶋なるべし)がきぎしたちわかれいにしよひよりせろにあはなふよ、〔同上〕(略解云、小嶋といふも、秩父嶺の方によれる地ならん)

近世秩父の武光(タケミツミヤカ)名の藏王山(古名秩父山ならん)を武(ブ)甲(カフ)山と呼び、僞風土記藏甲の說に牽合するは、不經いふ

までもなし、小峰、小岬とあるを思ふに、狹山、村山などの古名を武藏嶺といへるなり、秩父の高山危峰にはあらざるべし。

東京海灣（馳水海）

武藏、相摸及び房、總、合四州の間なる入海にして、相摸灘の東北に灣り、其隔障は即相州の三浦半島なり。此海灣は古人いまだ一定の命名なかりしと雖、古史に馳水海と云ひ、浦賀水門と云へるは、其最狹の處なりしこと著明なり。近世洋人來航の頃より、彼國の海圖に江戸灣と標記せられ、我邦之に因りて、東京灣と命したる者とす。方今此海灣の防禦は、横須賀、富津の間の海山自然の形勢を利用し、幾多の設備ありて、國都の咽喉を扞衛せり。

景行紀云、日本武尊進相摸、欲往上總、望海高言曰、是小海耳、可立跳渡、乃至海中、暴風忽起、（中略）爰得着岸、故時人號其海、曰馳水也。古事記に走水に作る、（三浦の走水郷の條下を參考すべし）[illegible]日、[illegible]顯愛子、何日止乎、冀欲巡狩小碓王（日本武尊）所平之國、乘輿幸伊勢、轉入東海、至上總國、從海路、渡淡水門、是時聞覺賀鳥之聲、欲見其鳥形、尋而出海中、仍得白蛤、（ガクガノ鳥は鶚鳩なり、和名抄、「鶚鳩、美佐古、鶚也、好在江邊山中、亦食魚者也、」日本紀私記云、覺賀、[illegible]、高橋氏文云、水作有[illegible]）また白蛤はウムギと訓み、和名抄には[illegible]、[illegible]、乳母貝之義、[illegible]貝[illegible]、[illegible]、乳汁者、[illegible]牡蠣之故事名之、或曰、安房國中、有一種[illegible]、[illegible]、其色白[illegible]、[illegible]、上[illegible]宇萬賀比、義字[illegible]之[illegible]、[illegible]宇萬[illegible]比之轉也。

水路志云、東京海灣は相武總房四州の間に灣入し、長さ約三十五海里、其灣門西角を相州劍埼とし、其東角を房州洲崎とす、此二角南北に相向ひ、其廣さ約十二海里あり、海灣の中間は即浦賀水道にして、灣口より北々東約十五海里、觀音崎と富津の間に至る、此處は即海灣の咽喉にして、廣さ僅に四海里に過ぎず、此崖を過ぐれば灣復廣くなり、是より灣入すること約二十海里にして盡く、是れ海灣の形なり、而して灣内の諸泊地は、西岸に金田、浦賀、横須賀、横濱、東岸に富津[illegible]あり、灣奥西部に品川の港灣あり、横須賀には造船所あり、品川は遠淺なりと雖、東京の泊地なるが故に、船舶の出入多く、浦賀、其他金田、館山の如きも、一時避泊の地とするに足る。○北條五代記云、[illegible]、武藏、下總、安房、上總、此五ヶ國の中に大なる入海あり、大魚其外入海をとよさすみ所と聞て、いつまるといへ共、關東のあま取事をしらず、[illegible]魚を小網釣をたれて取る計なり、然所に今、江戸繁昌ゆゑ、西國の海士共悉く關東へ來り、此魚を見て願ふに幸あなと、地獄といふ網を作り、雨のはしに二人して持ほどの石を二つくくり付、是に千貫石と名付、[illegible]を二筋付、長さ三尺ほどは、二三寸の尾をふりと名付て、大綱の所々に千も二千も付、早船一艘に水手六人宛、七艘に取乘、大海へ漕出て綱をおろす、大魚小魚一つも外へもるゝ事なし、扨又海底にある貝を取らんとて、綱のもとに石を二つおも荷につけ、それにおなじ熊手を作り付、綱を[illegible]、おろし、大綱を引[illegible]て、[illegible]の内にくさりを付、いかりを打て綱を引[illegible]ば、砂三尺底にある貝共を熊手にかけて引おこす、はや二十四五年以來、此地獄あみにて取つくしぬれば、今は十の[illegible]もなし、[illegible]、魚鼈あげて食ふべからずとは、孟子の言葉なりけり。

久良岐郡

久良岐郡

武州の南極隈にして、横濱以南、相州三浦郡浦郷に至る狹地を云ふ、東方は海灣にして、西は山丘を以て相州の郡邑と相限る、面積四方里餘、今横濱市は離立し、他は五村、笹下（日下）に治す。

久良岐は近世四方里許の狹地となりたれど、往昔の郡境は東北なる海邊、神奈川、鶴見より川崎驛までを籠めたる如し、又保土谷、二俣川の邊も境内とす、されば舊域の三分の一に縮少せりと謂ふべし。和名抄なる久良郡八郷、郡家、諸岡、良椅、[illegible]等は橘樹郡へ入り、星川は都筑郡へ入り、鮎浦、服田、大井の三郷のみ舊管に存するごとし。

（久良郡）（倉樹）

○書紀通證に、安閑紀、武藏國造[illegible]倉樹を久良郡かと云へり、蓋倉樹にて、樹を椋に作る者（歟）續紀、神護景雲二年、飛鳥部[illegible]、於武藏國獲白雉、獻焉、[illegible]、[illegible]、[illegible]、久良[illegible]、[illegible]云々。和名抄に久良岐と註すれば、岐の一字を修め省きしものとす。東鑑、正治元年二月六日、今日、有吉書始、善信草吉書、武藏國海月郡事、云々、されば中世早く海月（クラゲ 和名抄海月、一名水母、久良介）と訛りしことあるを知る。同書、仁治二年十月の條も[illegible]、又久良岐、又久良木に作る、古文書に散見するごとし。

（海月郡）

鎌倉文書、貞治四年、及び應安六年のものに、久良岐郡[illegible]久良郷を[illegible]にせること見ゆ、久良[illegible]を知らず。

◆◇◆

鮎浦郷（フクラ）

和名抄、久良郡鮎浦郷、訓布久良。（本書鮎は[illegible]の誤とす、[illegible]は正字通に河豚別名と載せ、和名抄、龍魚[illegible]の[illegible]にし）鮎浦の地は、後の六浦金澤より屏風浦までの總名なりけんと思はるるも、確證なし。

[illegible]武藏風土記に、[illegible]久良[illegible]して本郡良（六浦）となれ

るにやと疑へど、其山なきがごとし。一書に、平部と云ふも魚名にて石鯰なり、共に魚名に出つと云へり、されど此浦に鯰、石鯰を名産とするにもあらず。再考、布久は脹るる謂ひにて、入江の形狀に由れる歟、即袋浦也。

六浦（ムツラ）　今六浦村と云ふ、本郡の南極にして、三浦郡鎌倉郡（相州）の地に堺し、東に港灣あり、深く山巒の間に斗入し、形狀奇なり、之を金澤入江、又六浦海と云ひ、三浦半島の北限とす。

（六連）

六浦は舊庄號にも呼ばれて、廣く金澤より釜利谷まで彼むれる名なり。鎌倉幕府の盛代には、其東方の馬頭にして、六浦津の名あり。之に加ふるに、江山の景色奇麗なるを以て、今に至るも訪遊の人多し。鎌府の盛代に、寛喜二年三月、將軍家爲御遊覽、出御于三崎磯山、櫻花尤盛也、仍領主駿河前司、以殊御儲、申案內、相州武州以下被參、自六浦津召御船、海上有管絃、有連歌、兩國司並延尉基綱、散位親行、平胤行等、各被獻秀句、云云。

〇六浦、又六連（ムツラ）に作る、東鑑「建久三年、武藏國六連海邊、囚人上總五郎兵衞尉忠光梟首」と見え、鎌倉九代記には、應永四年、小山若犬丸の子二人を、六面の沖に沈めらるる事を載す（鎌倉大草紙同し）鎌倉より朝比奈切通を經て、六浦の海邊に至る凡六十町。新篇風土記云、社家分、寺分、平分を惣六浦と唱ふ、社家分村は瀬戸明神の社領たる故名付、寺分村は大道の常福寺領なりしを以て、平分村は寺社等の領に非る故號せり、東鑑寛元五年の條に、武藏國六浦庄領主、陸奥掃部助實時と見えたり、又同書に六浦三郎、同平藏、同六郎など稱せし人あり、是等も六浦の內を領せし人にや、村內東の方洲崎村より入て、西の方鎌倉峠村に達す二十町許、道幅三間より五間に至る、こは賴朝治世の頃開きし道と云ふ、東鑑に、仁治元年十一月、鎌倉と六浦津の間、始て道路に當てらる〻由議定ありて、明る二年四月より道造あり、又建長二年六月にも、山內并六浦等の道を再び造られしとあるは、則此道なるべし、常福寺は、稱名寺文書應永二十九年のものに見え、足利管領持氏の祈願所なりしが、後世廢滅す。

金澤稱名寺、造營用脚、勸進關事、右於六浦庄內、常福寺門前、人別二文、駄別三文宛取之、可被終其功之狀、如件、應永二十九年七月、六浦庄大道關事、自管領方、雖有寄附御判、未申給之、所詮爲當所御沙汰、如法、物進納仕、安堵御判於給、爲致彌御祈禱精誠、恐々言上如件、應永三十二年十一月。

三艘泊（サンサウ）　六浦村侍從（ジジュウ）川の川口の南岸の港を云ふ。近世干潟鹽田となりて、往時港泊の形狀を存せずと雖、沙石集に鎌倉過きて、六浦と云所にて、便船を待て、上總へ越んとて、濱にうちふして、やすみける程、云々、などある、泊の跡ならん。（新篇風土記云、三艘泊は六浦の南の方なり、往古唐船三隻來り泊れるに依り、三艘と名附と云へり、其時載せて到れるものとて、一切經、青磁の花瓶、香爐等今に稱名寺にあり、名所和歌物語に、越後守實時より顯時、貞顯まで父子三代の間、相續きて唐船三度、爰に着岸せしと見えたり、今に當所の猫は、當時舶來猫の子胤なりとて、土地にても金澤猫と呼び珍重す、自餘の猫は背を撫れば低伏す、金澤の種は撫るほど背を擡るを異とすと云ふ。

大寧寺（ダイネイ）　三艘泊の東なる島塔に在り、其地を室之木（ムロノキ）、又瀬が崎と云ひ、六浦の內港を擁蔽し、其塔頭は金澤村の野島崎に對す。（此瀬が崎半島の東面は、三浦郡浦鄕村の管內とす）此寺を俗に三河守範頼の開基とも、葬所なりとも云ふは訛傳ならん、建長寺の末院なり。

大寧寺、次韻六首、（節三）　絕海

六浦遙連三浦煙、趁風隨岸幾移船、與來擇棹窮佳處、月落前灘猶未眠。〔蕉堅稿〕・衲衣爛惹御爐煙、還愛華亭載月船、晩興遲留江上寺、三山翠映自閒眠。寺畫一抹晩江煙、潮送鐘聲落釣船、老去身心塵事外、閒容我社中眠。

（室之木山）

室之木山は四望亭とも稱し、眺望開闊にして、無双の景地なり、稱名寺、龍見堂と南北相對し、距ること直徑三十四町許、江水百間許を隔てて、前岸に野島崎の民家散在す。

上行寺（ジャウギャウ）　六浦村の東、瀬戸へ赴く間に在り、日蓮宗、下總中山法華經寺の末寺にして、日祐上人（法華經寺第三祖千葉胤貞の子）の創立とす。新篇風土記云、上行寺の開基は荒井平次郎光吉なり、入道して妙法と稱し、日祐の弟子となりて、當寺を開基せり、此妙法を、法華經寺の記には、六浦上人と載せ、身延山にては日荷上人と稱す、且當寺は建長六年、宗祖日蓮富木五郎と船中問答ありし舊蹟なりと云傳ふ、村內引越（ヒキコエ）切通の南の濱邊を里俗渡場と唱へ、上總より直に此所へ着岸せりと說けり。〇鎌倉志に「上行寺の前に、六浦の妙法とて、宗門に隱れなき法師の石塔あり、文和二年六月と刻み、即當寺の大檀那なり」云々、工藝志料には「壽永四年、人あり石を以て寶篋印塔を造り、之を武藏の上行寺（ジャウギャウ）に納む、冥福を祈るなり、是時に當て石を以て卒都婆を作ること盛に起り、卒都婆は多く青石を以て造る、又或は石の寶塔を以て墓上に建つる者あり、貴族高門及び武人の豪富の者これを造り、僧も亦これを造る」云々。

僧兼好寓居蹟は、上行寺境內、東の山上なり、兼好五六年の程、此に住せしと云ふ、兼好法師家集に「むさしの國かね澤と云所に、むかしすみしに、家のいたくあれたるにとまりて、月あかき夜、故鄕のあさちが庭の露の上にとこは草葉と宿る月影」などあるは當所にて詠めるなるべし、徒然草に「甲香は、ほら貝のやうなるが、ちいさくて、口のほどのほそながにして出てたる貝のふたな

り、武藏國金澤と云ふ浦にありしを、所の者は、だりと申侍るとぞいひし」とあるも此所寓居の時の事ならむ。

〔新編風土記〕能仁寺の舊跡は、上行寺の東南に、民家の在る邊なり、確長寺の舊記に、此寺は上杉安房守道合入道憲方の建立にて、永德二年、方崖和尚を開山とし、東暉和尚を住持とする由見ゆ。〔新編鎌倉志〕

引越（ヒキコエ） 上行寺の東、飛石山（金龍院と云ふ小刹あり）の邊を引越と云ひ、其北に瀬戸の辨天島あり。○新編風土記云、引越とは今六浦の東北の方、社家分にあり、鎌倉物語に、永享十年十一月、源持氏滅亡の時、長老名尼張入道、六浦引越の道場にて自害すと、何れの寺院なりや、未考る所なし、瀬ヶ崎（ヒサキ）、是も社家分にて、東南の間にあり、圓覺寺應永五十三年の文書に、武藏國六浦郷、瀬崎勝福寺云々とあれど、寺は後世廢せり。

（瀬崎）

瀬戸神社（セト） 六浦村より洲崎に赴く塘頭に在り、其南なる灣中に小島ありて、辨財天を祠る。

新編鎌倉志云、瀬門（セト）明神は鳥居の額に、大山積神宮と書し、裏に延慶四年辛亥、沙彌寂尹とあり、今社領百石の朱印を附せらる、此宮は東鑑に見えず、鎌倉年中行事に、四月八日、瀬戸三島大明神、臨時祭禮と戒す、或は日ふ、往古此神飛石の上に天降りたまふと、神寶陵王面、拔頭面二枚あり。（延保七年施入の識文ありて、運慶の作とぞ）○新記云、僧高泉が當社亭壁に題せる詩なりとて、世に卑行するものあり、梅花無盡藏を閲するに見えず、「禪居和尚云、瀬戸行宮古最纖、魚龍舞浪漾風醒、浙江亭上多疑似、隔岸越山相對青、信筆歎、生晩不及識禪居師、故游名山勝蹟、得見其遺蹟、則雖片言隻字、皆收而寶之、丁未（按に長享元年なるべし）秋九月、予及福鹿兩山諸友志詩古老若干人、偕登斯亭、拜觀禪師及諸老倡和之什、想見前朝人物之盛、乃屬同遊者言歌、以告後來、君子庶乎繼述厥美云、詩曰、禪居妙偈筆通靈、滿壁龍飛霧雨腥、從四十年淪落後、山神猶護舊詩青」小田原北條家よりも社領の寄附ありしにや、小田原役帳に「六浦社領八十五貫、六浦に依、神主拘」とみゆ、古鐘あり、銘識曰、瀬戸三島社鐘銘、洪鐘新製、寄器冶場、靈神振德、衆人結緣、韻亂遠江、響鎖黄玄、編素益大、村里施鮮、閑靜動閑、奉敬悲田、業化仕眷、寶義夜眞、覺頓惡夢、驚生死眠、昏曉清響、劫々永傳、大戒菩提薩埵、僧菩川算、應安七年四月十五日、奉鑄之、神主平胤義、檀那沙彌禪阿、并十方四衆等、勸進聖良道、大工大和守国盛。

六浦寺　　万里

遺廟松關六浦橋、則吟驛馬有支嘆、歸雲飛說翠屏面、
利彼風聲活晚潮、自注云、六浦廟前、有古柏屈蟠〔梅花無盡藏〕

遊湘紀事云、至迫門、有雨橋、鷲台支港、過橋即鎌倉正路也、有有林、林中小丘、置三島神祠、可三楹、其傍枯樹顛倒、枝幹剝蝕、堅硬如石、大足践井、木理輪囲可愛、所謂蛇木者、以其似代竹也、隔路正南、入海五六十武、爲天女祠、祠縱横可二丈、亦爲題名者所塗、自迫門至祠、一條路坦平如砥、兩邊種松杉檜柏、其外則海潮平岸、樹皆大數圍、皆鱗皴蒼、爲□□、何代樹、薄岸障限、鄭箪之等、殆爲茶澤、出洲西行、看失其□、爲之遲遲而行、又得村巷、巷窮復現□、然瀕已達矣、其間悉爲半字鹽場、場亦窮矣、路左一寺、覽其門中、見一大石豎立傍樹。○

新記云、金澤の鹽は、鐵釜を以て製するもの、其色殊に白からず、稱名寺所藏、永和二年文書に「稱名寺領、內外敷地、鹽垂場等事、早任觀應三年□寄進狀之旨、可令領掌」と載せ、及び東要三年文書にも鹽場の事出たり、久しきことなり。

金澤入江（カナサハ） 此港は外灣、內灣、世戸入（セドイリ）の三區に分つべし。外灣は野島崎、室之木山の東南にして、夏島を以て東方を擁ひ、久良岐三浦の郡界とす。外灣より內灣に入るには、野島、室之木の間に峽流あり、其內方に一大鹹湖を爲す、東西二十町、南北十町。（湖面に泥堆、並に鹽田等あり、頗徒步をいたす）其北に狭ゆる瀬戸橋あり、橋下より潮汐を通し、其內方更に廣潤なる湖沼あり、然れども此瀬戸入の湖沼は、近世大牛開きて稻田と爲したり、古人が金澤八景に擬したる風色も今やなし。

（世戸入）

六浦庄、世戸堤內入海、殺生事、自今以後所被停止也、早存知其旨、固可加禁斷、若有違犯之輩者、可注子交名申事、□□使丁、守□御下使旨、可致其沙汰候、以此旨可令披露給候、恐惶謹言、

文永十年四月二日　　左衛門尉□

徒然草に、甲香、金澤浦より出つ、所の者はへなだりと云と書けり、野槌に、今金澤にて尋ぬれば、ばいと云、又つぶと云とあり、又此浦へ昔唐船のつきたる時、唐猫を載せ來る、故に今に金澤のからねことて名物なり、此事梅花無盡藏にも見えたり、上行寺の條下を參考せらるべし。

洲崎（スザキ） 今金澤村の管内にして、六浦村瀬戸の東に双橋を隔つ。新編鎌倉志云、瀬戸橋は水中に土臺を築き、南方へ橋をかけ、船其下を通る樣にしたり）卽內灣の東北岸にあたり、大字町屋（マチヤ）と相連接し、其東は□濱とす。橫濱市より四里半、横須賀港へ三里。

新記云、金澤の港と云へるは、今遺跡なしと雖、洲崎村の邊を指せるならん、回國雜記に「洲崎の湊といへる所に至る、こは昔賴朝卿の鎌倉に住せ玉ふ時、金澤、榎戸、浦河とて三の湊なりけるとかや」云々、思ふに文明の頃は已に此湊廢せしならむ、此浦に商船の着せしなど云ふも、よく符合せり、町屋は元と稱名寺大門內にて、民戸軒を連ね住せし故、此名を負へり、金澤遊覽の徒、

憩息に便なる地にて、詞人墨客等多く愛に宿をかれば、
商戸も許多ありて頗る賑へり、

六浦浦金澤見物に行侍りしに、田邊（タナベ）の磯と云所ありときゝて〔東國陣道記〕　玄　旨

名に聞て歸る心やさそふらん同し田邊の磯の夕波、

遊湘紀事云、大概右山左海、海中島嶼無數、大者爲夏島、爲野島、小而如落帽、爲帽子島、而海水入山間、縱横爲港、橋通追門、追門前突出海渚、鬱然者洲崎天女祠也、山皆如蟻蛭、樹如薺萃、宛然一幅輞川圖。

金澤（カナザハ）

今金澤村と云ひ、六浦と相分てど、本一境にして、特に其東北を指せり。稱名寺の邊の舊名に出でて、洲崎、野島まで及ぼせる者の如し。

武鑑に、元祿九年より、米倉助右衛門殿陣屋、金澤に在り、相州野州散在の田、幷に當所合一万二千石の大名たりし由見ゆ、陣屋址は六浦村引越に存す。○新記云、北條金澤氏系圖に「五郎實義（北條義時の五男）復改名實泰、領金澤鄕」と見え、其子實時、其子顯時、其子貞顯は嘉曆四年出家して、金澤殿と號すとあり、此頃專彼家の領地なるを知るべし、貞顯が子武藏守貞將六波羅の探題となり、元弘三年五月廿二日、相州山内にて討死せり、舊室山口氏、洲崎に住し、先祖は越後守某と稱し、小田原北條氏の家人にて商船の事を奉りし由、當時房州里見氏より與へし文書を家に藏す、其文に曰ふ「分國中江、商賣之船、可乘事、何之於津邊も、諸役等赦免之候、爲其印判被下者也、仍如件」〔房州里見義賴朱印あり、按するに北條五代記に「當時相州海岸の村々は、敵國境半手と號して、年貢も小田原へ半、房州へ半を納め、夫役も敵味方の差別なく、命するに從て之を勤む」と云へり、越後守も此例にて、房州の船役をも勤めしなるべし。○關東古戰錄云、永祿四年、太田三樂齋に上杉憲政入道を伴ひ、小田原へ亂入せんとす、近國の人々催促に應す、里見左馬頭義弘は三浦の地に屯を張、正木左近大夫明忠父子以下を、武州六浦庄金澤へ働かしめ、花柄の關を押渡り、小田原に入んとす。○洲崎龍華寺天文十二年の鐘銘、

武州六浦庄、金澤鄕、知足山龍華寺、（中略）住持法印權大僧都善融、檀那古尾谷中務少輔平重長、法名道傳。

野島（ノジマ）

洲崎の東南なる半島の端にして、西は室の木山（瀬が崎）を望み、南は浦鄕（三浦郡）を望み、金澤内海と外海を隔離する沙嘴とす。東濱に獨基の峰あり、高五十米突、稻荷山と名つく、謂ふ所の野島の名、蓋之に因る。

湖畔壁橋橋畔樓、依稀濱爪記曾遊、煙靑拭盡山皆出、春碧施藍水亂流、斜日半楊齊晒網、歸潮斷岸又呼舟、不唯酒美仍魚美、風景如今冠武州、　長谷川昆溪

新編鎌倉志云、野島村は瀨戸橋の東の出崎なり、里民の說、此處民屋百軒あり、外に一軒も家を造れば、必災有て、又元の如く百軒の數となる、依之百軒島とも云也、此の所の出崎に、紀州大納言賴宣卿鹽風呂の舊地有、山の出崎に稻荷の宮あり、山の中段に天神の宮あり、野島の少し北を平方と云ふ、平方の西町屋村の東を金澤原と云ひ、野島の東濱を乙鞆浦と云ふ。

春臺湖中紀行云、去擲筆不能二里、得稱名寺、今也廢矣、山門立金剛力士二像、殿安彌勒大像、幷佛工運慶刻、他不足道也、然園池風物、猶存古意、實不妨爲名藍也、抵海濱、有漁村焉、過是西折、其南乃海水、循山足、灣曲者、其北則曲之又曲、成澤者、其口僅數十步、橋之以通往來、如魚梁然、橋下可通舟、橋西爲追門祠、追門者此方諸口通稱、祠乃大山積廟也、華表南小嶼、有天女祠、亦橋以通之、在祠側窺目於山水、無見不佳、向自擲筆望之如畫者、悉皆遺左右、且也嶼上所有松柏諸木、雖不枝幹盤屈、老蒼可愛、亦奇觀也、大抵金澤佳致、極於斯矣。

稱名寺（シヨウミヤウジ）

金澤村の北、谷津（ヤツ）の東なる山丘に在り、山下門前を寺前と字す、瀨戸橋の北半里。金澤越後守平實時入道正慧の菩提所にし、文永六年創建。金澤殿は當時鎌倉の勢家にて、殊に佳景の地を相して、此に伽藍を建て、文庫をも置きたりしが、後世悉皆頽破し、近世僅に百石の寺領をつたへ、佛堂をのみ修理したるも、殆舊觀にあらず、（文庫址の背を御所が谷と云ふ、俗に龜山帝の御所址と云へるは信すべからず、蓋實時の殿址にして、此寺は龜山帝の勅願所に定められければ、かく誤れるのみ）眞言律宗を奉したり。

新記云、稱名寺審海は妙性律師と號す、師の行德、律家には棟梁となり、密家には名匠となり、朝昏の勤業怠ることなく、正安の頃に寂す、當寺元弘三年寺領免許の狀には「當寺自元爲勅願寺之上、當殿殊可被祈禱之誠精、就中寺領等、當知行地、領掌不可有相違者」云云と見えたり、されば寺領も古くより數多ありしなるべけれど、その寄附せられし地を悉くには詳にせず、今姑く文書に出たるものをいはば、正和四年、實時の後家慈性尼、下總國埴生庄内山口鄕、幷に南すだちの村を寄附し、元亨三年、相摸守高時、修理權太夫貞顯奉りて、多胡庄二郎四郎氏家所領を附せられ、正慶元年、武藏守貞將、下總國下河邊庄内赤岩鄕、（永享十一年寄進狀には赤岩十四ヶ村とあり）信濃國石村鄕、武藏國六浦庄富田鄕（今は蒲里谷と稱す）を附し、正平二十六年、右馬頭某、六浦庄内釜里谷（前の富田鄕の事なるべし）金澤兩鄕を寄附すとあり、此餘建武二年文書に、下總國東庄上代鄕内田八段由云云、永德元年の狀に「金澤稱名寺領、加賀國輕海鄕、與刑部少輔長巣所領、上總國金田保内高柳鄕、同國佐貫鄕内百貫文下地、相轉事、互證文分明之上者、領

掌不可有相違」云々とあり、小田原役帳には「金澤稱名寺領、七十七貫文」、天正十九年寺領百石を賜はりしは、全く七十七貫文の地を石高に改て賜へしならん、元亨三年、第三世律師湛睿、結界の作法を行ふ時記せし圖繪あり、圖面、門を入て向ひに池あり、池中に島あり、その向ひに金堂建つ、此金堂は文保元年造作始めし由、文書に見えたり、金堂の向に講堂あり、右に方丈、左に兩界堂見え、池の左の方に本堂あり、本堂の右に五重の塔並え、左に新宮あり、其傍に別當坊建つ、五重塔の後の方に、顯時貞時の石塔あり、其後の山間に文庫あり、又講堂の左にすこしの流を帶て、僧房並立り、又其左に善光寺殿御廟とあり、山を隔てゝ富士權現の社など見ゆ、又方丈の後の左方に本願同谷殿といへる石塔三基あり、元亨三年の銘文を刻みて、寺境の四至大界を詳記せり、又山を隔て左方にも石塔二基あり、先代一門次郎入道殿と云ふ、方丈の右の方に禪藏あり、禪藏の左に行堂あり、雲堂、庫院、無常院など續て建てり、無常院の右に地藏院あり、其傍に檀那南殿御廟建てり、其餘浴室、僧庫等あり、今洲崎村の前に地藏堂あり、古へ其處に當寺の大門ありて、夫より内は境内の町屋なり、されば瀨戶内海殺生禁斷の文書もあるなり、且彼地藏に金澤山稱名寺と彫刻せりとぞ、また古鐘は、文永六年越後守實時の寄附にて、正安三年其子越後守顯時改鑄せし由の銘を鐫れり「大日本國武州六浦庄、稱名寺鐘銘（中略）文永己巳仲冬七日、奉爲先考聖靈、結緣人等同成正覺鑄之、大檀那越後守平朝臣實時」云云、また青楓は稱名寺金堂の西方に在り、僧堯惠が北國紀行に「金澤に至つて稱名寺といへる律の寺あり、昔爲相卿、いかにして此一本のしぐれけん山に先たつ庭のもみぢ葉、と侍りしより後は、此木青葉にて玄冬まで侍る由、聞ゆる楓樹朽殘て、佛殿の軒に在り、先たゝばこの一本も殘らじとかたみの時雨青葉にぞふる」と、又ゝ詞の話にも、この紅葉のことあり、此寺曲は日吉四郎次郎が作也と云ふ、西湖梅、堂の前西方の池邊に在り、八重の花にて色白し、僧萬里が梅花無盡藏に、

西湖梅、先代之主、爲商舶、移栽杭州西湖之梅樹云、

前朝金澤古招提、遊十年遲雖噬臍、梅有西湖指枝拜、未聞遺恨翠禽啼、

櫻梅幷びに文殊櫻、又寺中に在り、黑梅は今亡びたり、普賢象櫻は金堂の前西方に在り、花は千葉なり、花の心より又一葉を出す、園太曆に、延文二年、南庭に櫻樹を渡しうゑ、殊絕の美花なり、鎌倉櫻と號すとあり、蓋稱名寺に在る處の櫻樹か、鎌倉永福寺櫻花の事は、東鑑にも見ゆ。

金澤文庫址（カナザハブンコ）

稱名寺蓮池の西邊とつたへり、近年寺僧此文庫中絕を再興する計畫を爲し、專ら近に勸募したりと云ふ。

三月の釋菜、金澤の文庫にて行ふよし、三好日向守譽元の許より申こされければ、聲々梅花といふ題を、聖供にそへてつかはし侍るとて、

はるなれやよゝ友垣の近きにはとほきもなるゝ梅の下かぜ、〔草菴集〕　道　灌

林羅山元和丙辰紀行云、金澤の絕景は、東帽の佳境にて、事好むもの丹靑の手をかりて屛風に寫し、市杵島天橋立にもいかでか劣るべきなどもてなしあへり、北條氏天下の權をとる時に、文庫を建て、金澤文庫といへる四字を、儒書には黑印をおし、佛經には朱印をつきて藏め置ける、越後守平貞顯この所にて淸原教隆に群書治要を讀ませける、余が見侍りし文庫の遺逸書は文選、淸原師光が左傳、教隆が群書治要、齊民要術、律令義解、本朝文粹、續本朝文粹、續日本紀などのたぐひ、其外人家に所々ありけるも、一部と調ひたるは稀なり、一切經も取ほこして纔殘りて金澤にあり、古記典籍の厄に逢ふ事、いにしへより今に至るまで、幾度といふ事を知らず、蘇我氏が亂は我朝の一秦とも申すべき、宅嗣が芸亭は名をだにもきかず、宇治の寶藏、蓮華五院の寶藏なども跡さへぞなき、誠に祝融に奪はれ、陽侯におぼるゝのみならず、兵燹にほろび、馬蹄にふみ散らさる、心あらん人むかしを思ひ出ざらんや、されば人の語りしは、先聖先師九哲の影、六經の註疏、今に足利にあり、小野篁が東國へまかりける時に、足利に讀書の堂を作りしが、今に殘りてあるぞ、是なるとなんききし。

觀金澤藏書而作　　　義　　堂

玉帳修文講武餘、遺人來覓昔藏書、牙籤映日窮科斗、縹帙乘晴走蠹魚、地上一篇看不足、筆侯三萬欲何如、照心古教君家在、收在胸中䇷丘車、〔空華集〕

柴崎（シバサキ）（富岡）

今金澤村の大字とす、稱名寺の東にして、海上に突出し、圓崖角を成す、崎端を本目（ホンモク）と呼ぶこと、横濱の本牧に同し、此を去る北方半里を富岡（トミヲカ）と云ふ、又海涯なる部落とす。これら柴崎、富岡は、夏島と本牧埼との間なる一日標たりと知るべし、富岡は永祿の小田原役帳に載せたり。

釜利谷（カマリヤ）（泥龜）

蒲里屋にも作る、金澤泥龜（デイキ）新田（近世、瀨戶入の斥鹵沼澤を開きたるものとす）の西方の山谷なり、今六浦村の管内にして、其界嶺は相州鎌倉郡十二所、今泉などに至る。新編鎌倉志に、金澤八景の位置をのべ、

釜利谷村の内の手子（テゴ）明神の北に、鹽燒く濱あり、其鹽屋の邊を瀟湘の雨になぞらへ松あり、

と云へば、當時は瀨戶橋より此邊まで半里許、一圓の江灣なりしを知る。泥龜新田は元祿中の開墾とぞ、八景の佳色も此開田後は漸く損敗せしを想ふに足る、正保國圖にも發稽して、形狀の改易を知る、泥龜とは開墾者の名

字なり。○按ずるに稱名寺正慶元年二月、北條武藏守貞時寄文書に、「六浦庄富田郷、今者稱禰里谷」とある禰は禰の古俗字なり、同寺正平應永の比の文書には、釜利屋、釜里谷などに作る、富田と云ふは後世其名全く亡ふ。

能見堂（ノウケンドウ） 釜利谷の北にして、金澤より氷取澤（ヒトリザハ）（日下村）に至る山坂の上に在り、六浦金澤を眺望する亭舍あり。

出金澤七八里許、攀最高項、則山々水々面々佳致、昔畫師金岡、絕倒擲筆之處、有名無基、但其名不甚佳、相傳曰濃見堂也、又云畫師擲筆之峰、登々個個路攀高、景集大成忘脚勞、秀水奇山雲不褁、畫師絕倒擲秋毫、〔梅花無盡藏〕

新記云、擲筆山能見堂の地藏院は、近世に至り寬永年中地頭久世氏にて再興したり、寬明日記、正保二年の條に、林道春曰く「金澤のノッケ堂なば、金岡が筆を捨て仰に反たりと云事證說なし、彼の堂は金澤より帷子（カタビラ）の宿へ山越にする處の坂の、右の高き所の辻堂にて、濱邊より彼坂に上る者は、彼堂を仰き見る故に、仰見堂と云なりと申す」云々、名所和歌物語に曰「此浦の風景聞きしより見て目を驚かす故に、當代の名畫、狩野右京、江戸の御殿に是を寫されたり、其御ましを金澤の間と申すとかや、眺望の中西湖八景に擬して、八景を定む、故に物語に金澤八景の詩歌と號し、昔人賞び給へり」、是に據れば、慶長の頃、八景の詩歌有しならん、今は傳へず、今此庵に傳ふる所は、元祿の頃心越禪師の詩、及び京極高門の和歌なり。○今按ノッケは方俗に野毛と云ふと一語にあらずや、金澤村谷津に屬す。○春臺湘中紀行云、擲筆松、乃金澤西北山、相傳書工巨勢氏筆將不成、絕倒擲筆處也、今爲浮屠所居、門揭擲筆山字、因松名也、有草堂、扁曰能見堂、董明僧心越篆也、書法可觀、惜乎名不雅馴耳、此蓋方俗語、絕倒之意也、堂寘閻覽大像、其餘地不能容十人、世之緇流卑陋、無雅至乃爾、上是山、以望金澤諸勝、如畫、金澤者海曲之名也、南西北皆山、而東連滄溟、近浦多島嶼、神祠曰迫門、在水西、佛寺曰稱名、在水北、曰大寧在水南、皆名區也、野人之業、漁農相半、亦有鹺戶、潮水盈虛、日暮異景、況四時乎、凡此皆擲筆所下見、山僧指點示之也、若夫平臨之、則海東總房諸山如黛、萬里征帆、縹緲乎煙浪間、美哉景也、我輩留連移時、猶未能究其十一、巨勢之畫而不成、豈不信哉。

(火取澤)

氷取澤（ヒトリサハ） 今日野村へ併せられて、日下と改む、金澤釜利谷の北にして、大岡川の水源とす。即北流して笹下を經て大岡に至り、末は橫濱へ至る者なり。

東鑑、建曆三年九月、將軍家令逍遙火取澤邊給、是依覽草花秋興也、武藏守、修理亮、出雲守等令供奉、皆携歌道之輩也。○新風土記云、氷取澤寶勝寺は淨土眞宗、寺域喬木茂り、幽邃の梵刹也、相傳ふ、昔天台の一院ありて、廢跡となりしを、應永年中、濟家の法燈を揭く、後享祿天文の頃の住僧某、本願寺證如に歸依し、禪家を改て眞宗となり、釋空眞と改名し、寺號をも寶勝に改む、是を中興開祖とす、其頃北條氏家人間宮若狹守綱信、寺僧に歸依し檀越として中興すと云ふ。○氷取澤の西北を峰（ミネ）村と云ひ、圓海山（一名長野山）あり、標百五十米突、眼界廣し、十國見の稱號あり、山西は相州鎌倉郡本郷村の域内とす。

(日野)

笹下（ササゲ） 今氷取澤、日野、栗木（クリキ）、田中などと合併し、日下（ヒノシタ）村と改む、大岡川の谷にして、西東は山丘を以て相限る。（西は相摸國堺に至り、東は屛風浦村に至る）

笹下には近年久良岐郡役所を置かる、橫濱市を去る二里、笹下の西を日野（ヒノ）とす、日野より相州本郷村へ出て、大船驛に至る間道あり。按ふに、永祿二年小田原役帳「幻庵御知行百十貫文、久良岐郡日野、この外御新造知行分八十五貫文、久良岐郡日野、癸卯撿地增分」とあるはここなるべし、箱根山永正十六年の寄進狀にも、久良岐郡日野二百貫文を載すれば、幻庵知行は其箱根別當領をも通計せる者とす。一說、日野の栗木（クリキ）なば郡名久良木の原由とすれど、信け難きに似たり。（地理志料云、久良郡家鄕、今有宮下村、疑郡家之轉、按圖、猶宮下、金井、宮谷、曰日野鄕、矢部野、峯、栗木、曰上鄕、關、田中、雜色、曰下鄕、栗木久良、一聲相通、蓋其域也）

(栗木)

かち書立、一ほと　金澤、一ほと　かまりや、一ほと　ひの又五郎、一ほと　青木之彌四郎、以上四ほと、此外六浦之番匠小三郎、有之かち番匠、御急用候間おしたて、於浦賀大草左近大夫え可相渡候、傳馬之印判遣候、廿日に必浦賀へ可參候、一人も無沙汰之者有之者、奉行人可爲曲事候由、被仰出者也、仍如件、

卯七月十九日（虎印） 愛洲兵部少輔殿、

大井鄕（オホヰ） 和名抄、久良郡大井鄕。○今詳ならず、もしくは日野、笹下、氷取澤より大岡、太田の邊までを一鄕として、大井と云へるにや、地勢おのづから一區を成せり、猶考へてよ。

大岡（オホヲカ） 今藤田、最戶、井戶谷、永田などを併せ大岡川村と改む。笹下、日野の北にして、同く大岡川の峽谷とす。弘明寺金口銘によれば、昔は多々久鄕と稱したる地とす。大岡はもと大神（オホガ）なりしにや、大賀（オホガ）とも書したり、已に小田原役帳に「荻野が知行九十九貫內、久良岐郡大賀鄕、七十八貫文癸卯撿地增」とみえたり、今も土人は多くオホガ村と稱す。

(大賀)

弘明寺（クミヤウジ）（コウミヤウジ） 今大岡川村の管内にして、橫濱を去る一里餘し。〔新風土記云、弘明寺（コウミヤウ）元は無本寺なりしを、無本寺御禁制ありし頃にや、今の如く郡內石川寶生寺末となりしも、いならんか、東鑑に、治承五年正月、於武藏長尾寺、并

求明寺等者、長榮可沙汰之旨、被定下、是源家累代祈願所也」云々、小田原北條氏に至りても寺領等若干寄附ありしことは、古文書に見えたり、鐘口一口、明應九年のものにして、殊に大なり、重さ六貫二百目、徑り一尺九寸、銘文あり「奉射武州久良岐郡多多久郷弘明寺鐘口、願主上總州山邊郡堺鄕、善門寺住僧、權律師良榮、舜禎、一宮庄内金屋、大工平賀道鑒、同吉久」、本堂四方六間餘、東向、本尊十一面觀音は、坂東三十三所の内第十四番の札所なり、この堂は寛德元年、光慧が建立する所にて、其後元亨元年、淨泉願主にて、應圭[illegible]海修理を加へ、明應九年、沙門源覺又修造せりと云ふ、今の堂は明和二年改め造りし所なり、仁王門の仁王像は古作なりと傳ふ。○春臺湖中紀行云、過弘明寺、上觀音殿、遙登其山最高頂、四面皆層巒、南東南距海濱七八里、寓目有風致、深過弘明里社、社在山岡、松杉森々、清幽可愛。

最戸（サイト）　今大岡川村の大字とす、此最戸は昔宍戸（シシド）なりしを、最宍相似たるを以て、近世其文字を誤り、續いて其唱呼をも改めたりと、稀有の一例とすべし。○新記云、最戸村は多々久郷に屬す、古へ宍戸村又鹿戸村など書せしといへば、古くはシヽドと稱せしならん、東は大岡川を隔て大岡村に鄰れり。

井戸谷（キトガヤ）　今大岡川村の大字とす、即大岡川の北岸にして、横濱市太田町の西に連接す。○新記云、井戸谷村は多々久郷と云ひ、古は當村及び弘明寺、中里、最戸、久保五ケ村を通じて多々久郷と唱ふ、北條役帳に「五十八貫文久良岐郡井戸谷、十八貫六百文同郡井戸谷、癸卯增共、森新三郎」と見えたり、東は大岡川に添て、對岸は蒔田村、西は永田村にして、引越村の溜井を引きて田に灌ぐ。

永田（ナガタ）　今大岡川村の大字とす、井戸谷の西北に鄰り、山丘を以て程谷驛と相限り、東は横濱市太田町に至る。○新記云、永田村は小田原役帳に「宅間殿五十貫文、久良岐郡長田、肥田中務丞」と見え、山王山南方にあり、高さ二丁餘、房總の諸山波濤を隔めるが如くにて、眺望景致言ふべからず、此山上の松を漁士行船の目當とす、此邊の山に穴いくつもあり、中に磁器のありしもありと。

蒔田（マイタ）　今大岡川村の大字とす、弘明寺の東にして、太田村横濱市に接す。○新記云、蒔田家譜に、吉良左兵衛佐成高、關東の公方より武州世田谷、相州蒔田を賜ふと云ふ、蒔田を相州に續けしは誤にて、即此所のことなり、今村内に吉良氏の居蹟あり、又軍記等に當所に吉良住せしこと著れ、國境の地、彼此混雜して記すも、其偽あり、此村の勝國寺、文明十一年、吉良左京大夫政忠（蒔田家譜に政正に作る）開基なり、政忠は足利左馬頭義氏九代の孫にて、吉良左京大夫賴高の子なり、事蹟詳ならず、此人其伯母弘德院菩提の爲め、荏原郡世田谷村に一寺を建立す、今の豪德寺是なりと、當國、東南の方にあり、吉良左兵衛佐賴康の居蹟なり、廣二町餘、今都て陸田となれり、賴康は右京大夫政忠には孫にて、右京大夫成高の子、北條左京大夫氏綱の婿なり、父成高は上州龍間郡に住せしが、所領を賜り世田谷へ移り、之を世田谷吉良と稱せり、賴康世田谷より蒔田に移り、即蒔田御所と云へりとぞ。○鶴岡文書、天文二年、蒔田吉良殿より村木調進せられ、杉田浦へ運送のこと見え、寶生寺文書、應永二年「蒔田郷、彦四郎在花之木サイト」云々。

大岡川（オホヲカ）　氷取澤に發し北流、大岡を過ぎ、蒔田、太田に至り東に折れ、分派して共に横濱市中へ入る。今は其北方太田、野毛の山麓を流れ、[illegible]に至り、港灣に放つを一派とし、南方なる石川中村を經て、[illegible]閑の湊川と爲るを本流とし、之より分れて防波堤の邊に於て海に入るを支派とす、又吉田新田の南へ、根岸灣頭の外海へ疏通せらるゝ一分渠あり。

新記云、大岡川、新川、天谷川は三川同流なり、たゞ所の地によりて名を異にす、水元は釜利谷宿村より出て、氷取澤村に入り、北流すること凡五里、吉田新田の西南に至て二派に分れ、一は同村と太田戸部二村の境を流れ洲乾湊に至て海に入り、一は蒔田、中の二村に傳て吉田新田の界を經、北流して前者と相合し海に入る、栗木村内にては新川と呼び、田中村にて天谷川と唱へ、又雜色村に至て再び新川と號す、松本村の邊より川幅次第に廣がり、十間程に及ぶ、それより大岡川の名起れり。

屏風浦（ビヤウブガウラ）　今村名に呼び、杉田、森、磯子、瀧頭などを總べたり、富岡、今金澤村へ入る、より本牧八王子崎の邊までの海崖、屏風を立てたる樣子あれば也、水路志に此海を根岸灣と稱す。

杉田（スギタ）　今屏風浦村の大字なり、横濱の南二里餘、富岡の北に接す、梅樹多し。○新記云、杉田村は正保元祿の國圖には、雜宗村と記す、杉田は古名にて、妙法寺大寺なる故、中頃寺家と號し、今又古名に復せり、小田原役帳に、間宮豐前守、三百貫文、久良岐郡杉田云云、此土地多く斥鹵なれば、穀實野菜相應せざるを以て、殊に梅樹を多く植て其子を採る、今杉田梅とて、花時觀賞の遊客至るものは、即此所也、初て梅樹を植しは百餘年前の事なれど、六七十年前迄は、島の周迴すべて竹藪あり、梅花の賞今の如く盛ならず、年を逐ひ多く種樹しもて行ほどに、土地の應ぜしにや、皆能く繁茂して梅林をなし、近き頃は其數凡千株と云ふことを知らず、其中元よりの老樹も多しと云ふ、此梅なべて單葉の白花にて、能く實のなり、今日にて中頃、其後、[illegible]、富岡の[illegible]村、昔當村に倣て梅林を闢き、年々[illegible]、都て杉田梅と稱すれど、其味に[illegible]と云ふ。

妙法寺（メウホフジ）　杉田浦に在り、六浦上行寺と同開基、日尚上人、俗たりし時號於平次郎光善と稱し、後又因幡大椽と改

む、晩に蕋染して日荷と號し、惇く日蓮を崇信す、文和元年當寺を起立して、中山法華經寺日祐を請じ開山とし、已二世を經たり、彼宗門に杉田妙法と呼ばるゝ故跡なり。

東漸寺（トウゼンジ）　杉田浦に在り、臨濟宗、關東十刹の一也、靈桐山と號す、相傳ふ、正安三年北條備前守宗長檀越として開山宏覺禪師をして當寺を創建せしむと、寺記、宗長を又時長、或は定長に作る、時政が五代の孫なりと、北條系圖に、遠江守朝時が子に備前守時長あり、東鑑に據れば、此人建長四年八月に卒せしなれば、年代三十餘年上れり、時長の子備前太郎定長は、正安の頃の人なれば、此人亡父時長菩提の爲め、當寺を開きしなるべし、故に父子の名を混じてかく傳ふるにや、此人時政五代の孫なれば、世數は符合せり、宏覺禪師は、建長寺大覺禪師の高弟なり。

本朝高僧傳云、釋德悟、字桃溪、晩依檀越請、閑居武州東禪寺、其地臨海、風景佳麗、一時名宿、題贈者多、溪亦作偈、

冥心丘壑絶追攀、放曠希夷宇宙寛、重疊山遮名利路、渺々滄溟是非關、蒼松翠竹烟籠淡、古岸平沙月照寒、即此逍遙無外事、白雲饒得作清閑、

僧千峰

千歳桃翁眞典刑、扶修繼續德惟馨、門庭臨岸接蛟室、殿閣倚空對石屛、氣奪前灘烟浪濶、風回別海水雲腥、奇蹤恰類焦山景、只闕沙頭瘞鶴銘、〔延寶傳燈錄〕

久良岐古招提、號曰東漸、前主山僧宗鑑、緣契檀門、捨蟻窟蜂房、革爲禪刹、籠々雲水、交武於途、然視諸方叢林、所宜有者闕典、住山了欽獨病無洪鐘論晦明、自知一力難成、募衆緣、得斯大器、既成矣無銘其可乎、〔中略〕時永仁六年戊戌、孟春望日、住山比丘了欽謹題、大工大和權守物部國光。

（森）

杉田の北、屛風浦一帶に、森（モリ）、公田（クデン）、森中原、森雜色（モリザフシキ）の三村あり、永祿三年の水帳に、武州久良岐郡杉田森村とあれば、杉田の管内なりしならん、今は屛風浦村へ併す、淺間山あり、上に淺間神を祭る、笹下の東にあたれり。

天雲か、ふりしく雪か、わたつみの、そくへの浪か、磯山の、こぬれ遠近、眞白にし、見ゆるなりけり、みな人は、しかぞ驚く、われはたゞ、こち吹く風に、あまた里、隔てし道の、此方より、しろくぞありし、その梅が香は、

よそにのみすぎ田の梅の花ざかり嬉しくあへる今年なりけり、　清水濱臣

磯子（イソゴ）　今屛風浦村の大字とす、此村眞照寺の文明五年文書に「久良岐郡平子郷内、禪馬根岸兩村、三分一之所領」云々とありて、此邊を平子郷と總稱し、禪馬（ビンマ）とは即磯子の古名なり。

（平子）

新記云、平子（タヒラコ）は郷名にも庄名にも呼べど、正くば郷名也、石川寶生寺、應永二十一年補任狀に「武州久良郡、平子郷内、石川村」と載せ、寶德二年寄進狀に「武州久良郡、平子郷内、禪馬之村、寶光庵領、田九段畠八百文」云云と記し、寬正四年寄附狀に「平子郷根岸村三分一」云云など見えたり。

磯子の東へ、明治六年大岡川の分水渠を穿通す、吉田新田より磯子の海濱まで凡三十町。○文化四年杉田村日記云、吉田新田の境を南へ離るれば、太田村と石川中村との中を過ぎて、まへ村といふ打開けたる田づらなり、向ひに見ゆる岡をたゞ越に越ゆれば、南に海いと靑く見渡さる、こゝの樣いとをかし、さて下り盡せば根岸といふ、そこより瀧がしらといへる村を過ぐれば、いそごの浦に出づ、かの岡越に見えしは此處なりけり。○新記云磯子濱より江戸まで海路十里、村民等此海に出て地引網或は手操網などいへるを以て漁獵す、村内に極印の漁船十六艘、藻取船四艘を定數とす、此邊濱岸の村々はすべて漁獵して生業の資とするも、當村最盛なりと云ふ。

岡村（ヲカムラ）　今屛風浦村の大字とす。○新記云、岡村の龍珠院、境内年貢地、禪宗曹洞派なり、開基は北條氏にて、大永二年造立、常陸介氏繁が文書に據て考ふるに、其父上總介綱成が開基せしにや、氏繁及び其子左衞門大夫氏勝が文書、凡三通あり、氏繁は綱成の子にして、母は北條氏綱の女なり。

瀧頭（タキガシラ）　今屛風浦村へ合す、磯子、堀割川の東にして、根岸村（今横濱市内へ編入す）に接す。

（禪馬）

新記云、瀧頭村は東海道保土谷宿より一里九丁を隔てたり、禪馬（ゼンマ）郷平子庄と呼ぶ、古は當村及び岡磯子の村々を合て一村とし、禪馬郷と唱へしと、正保改定の國圖、此三村を載たれば其前既に分村せしこと知るべし、寶生寺寶德二年の文書に、禪馬之村と記し、磯子村眞照寺文明年間の寄進狀に據れば、はやく禪馬を村名に呼ぶ。

服田郷（ハトタ）　和名抄、久良郡服田郷、訓波止太。高山寺本、訓波度多。○今詳ならず、諸郷の位置より云へば、本牧の南北、即根岸、屛風浦より横濱、石川などの地かと想はる、而も牽引すべき徵證のあるにはあらず。

横濱（ヨコハマ）　今市制を布き、人口廿二萬、外國人六千、隣接の町村戸太（トタ）（戸部、太田）中村、根岸、本牧の人口四萬も地形全く之に入り、神奈川町（一萬五千）は地脈稍異なりと雖、其港灣を同一にし、且開市の歷史に於て關係相離れず。是等の地、明治三十四年、皆市へ編入す。鐵道東京（新橋）十八哩、平沼、神奈川にも停車場あり。

横濱は近世幕政の末に當り、開國の氣運に催されて、新て [illegible] 淡なるが、其興立の迅速にして、以て

今日の盛大を致せるは、非常の劇變に出て、事もと世界の大勢に因るや多し。議者當に別に其論あるべし、此に悉す能はず、講述當に其專書を要せん。○横濱沿革誌云、青松一灣、賤戸蟻居、點綴於瀲波光、是昔日之横濱、而井邑駢聯、峨帽繍衫、僊雲於品櫻綺閣、是爲今日東洋旺盛之横濱、嗚呼僅々三十星霜耳、不特舊墟爲市邑、忽而公園汽局、忽而鐵道水道、其劇變天下莫甚焉、今を去る四十餘年前、嘉永の末に、米利堅の使節、其大統領の國書を持して、浦賀の港に船を寄せ、翌る安政の紀元正月のはじめ、今度七艦を進めて、神奈川驛横濱沖に迫り、客歳の回翰を促し、且通信交易を請ふ、接客使の有司等、鎖國の舊制を說き、反覆拒絶の應接を盡せども彼諾せず、幕府遂に舊制を撤し、三月三日を以て、横濱應接所に於て修好を締盟し、導いて伊豆の下田、松前の箱館、二港を開くべきを約す、露蘭の二國亦來り定約を乞ふ、安政五年六月、前度の假條約に據り、更に修好通商の款項を訂し、互市場を定めむとするに、彼は江戸を開港にせんと欲すれば、他地を好まず、幕府は、府下は武家輻湊の地、不慮の變あらん事を懸念し、横濱を開港地と定むべしと說きけれども、江戸を距ること遠しと云ひ、羽田、川崎邊を望めり、幕府は横濱より近きは不可なりとて、百方應接し、神奈川と江戸との間然るべき地なしといふを以て、彼も爲方盡き、然らば神奈川に定めらるべしと決す、已にして幕府の有司懸念猶止まず、神奈川は東海道の驛舍、大小の諸侯通行の地、其他士庶の往還間斷なければ、後難立地に起らむ事を察し、曰く、神奈川は前は海に迫り後に山を負ひ、驛內狹隘にして、居留の館舍を建築の餘地なし、横濱はこれに反し、土地廣大にして、館舍を設くるに便利なるのみならず、前に江灣あれば大船を入るゝに適當せり、且神奈川横濱名は異れども、共に全一の地なりと說示し、彼漸く屈するに至る、この故に横濱主宰の奉行を指し、神奈川奉行と稱せるなり、抑横濱村は神奈川を離るゝ事一里、江灣山坡を經て到るべく、至極の邊土耳、全部民戸八十餘、孤村寂寥たり、總ての地勢、東北は海岸に傍ひ、西は名にしおふ洲乾の湊、東西十二町南北四町余、横濱及び戸部村、吉田新田等の地先にかゝり、海水茫茫として漲れり、此湊江は昔は殊に廣深なる海灣にて、大船も出入せしかども、漸次干潟となりしを、文久年中新田十六町歩開墾し、南は中村北方の二村に隣れり、村境は東西十町或は十七八町、廣狹不同、南北は大概十七八町を限とす、總て水田少く陸田多ければ、天水を以て耕作す、然れば土地高低ありて、平坦の地少し、民家の邊は樹林叢叢立めぐり、海邊漁家の邊は蘆荻生茂り、網干の木陸續立てり、此村元祿の中頃より、幕府の旗本荒川氏の采地なりければ、今般開港につきて官收せられ、やがて市街の經營に着手せられ、高きを剗り、低きに築き、河川海岸に修理を加へ、江戸を始め諸國に向ひ民を徙し、互市の地とは爲されき、云々、即上大意備此一

土木營萬夫、新開互市場、陣兵曾過此、風雪灑戎裝、
思甞十年事、世態夢茫々、　　小室　試心

又云、横濱村は文祿四年乙未九月の繩張水帳に、載する所の民拾三戸あり、中に又四郎と云ふあり、其裔を石川德右衞門と云ふ、世々村の長たりき、全家には多くの古帳簿及び開港前後の書冊を藏せり、其中に安政元年甲寅三月、亞米利加の使節ペルリ横濱沖滯艦中、同氏へ手記せしもの、並に支那人羅森之を譯したる筆蹟を藏す、

四海之內、皆兄弟也、如見富貴理義各國人　宜恭迎、
甲寅三月初六、書於鷁舸火船之上、
合衆國人、　衞士、倖理、

珍重單衷金不如、聞言倖理手親書、要知四海弟兄意、
早在兩邦交際初、　　中村　敬宇

（石川）

古記云、横濱は昔中村、堀之內二村と相併せ石川（イシカハ）と唱へしを、後に分村せしと云ふ、石川とは堀之內寶生寺に藏する、康應元年の文書に見えたれば、古き村名なり、

石川村內、瑞坊地、畠一反事、
右爲新寄、民部律師覺尊所宛行也、仍狀如件、
康應元年八月三日　　行□(花押)

同寺應永のものには、平子郷內石川村と云ひ、天文十四年のものには本牧郷石川村とあり、今は庄名に平子、領名に本牧と唱ふれど、當初は郷名なりしにや。○按に、藥師堂、今の元町一丁目に在りて、初めは石川寶生寺之を司れり、其の書備に、横濱村の名見えたり、

寄進、藥師堂、武州横濱村藥師堂免田畠等事、田大貳百文、畠貳百文、任由緒、依正一儀限永代寄進所也、然者任由緒上者、後世之代官、不可及是非候、爲後日仍如件、
嘉吉元年辛酉卯月廿六日　　北留閭　範政
石川寶金剛院　　市川　季氏

（濱田）

又村內に濱田（ハマダ）の小名ありて、清水弁天社の邊より、水田までを指せりと云ふに據り、永祿中小田原北條役帳の「十貫文、久良岐郡濱田」とあるはそこと知らるれば、横濱、濱田など云ひしも、近世の事にあらず。而も文祿の檢地帳に横濱村已に明白に立ち、正保國圖には石川村と云はず、中村堀內の二村之に代る。蓋横濱とは舊說の如く石川村の分地なるべきも、蓋嘉吉以前の事にして、永祿の比には濱田村とも云ひしに似たり。○横濱開港の當時の狀態を回視するに、幕府は已に安政六年六月を以て、互市の期と決しければ、居留地を區劃し運上所を置き、市街を海邊通、北仲通、本町通、南仲通、辨天通の五筋とす、(前年八月迄、移住の商工、已に百五十戸ありしと云ふ)是關內（クワンナイ）五箇町の始也、外國商人又館舍を建て、英商某が二層屋を居留地一番に造りしも此際なり、領事

(關內)

館は皆神奈川驛に在り、其守衛として陸路は福井藩之を警衛し、太田村(現今の日之出町)に陣屋を建築し、本牧本郷なる十二天に砲臺及び遠見番所を建設す、內海は松山藩之を警衛し、神奈川獵師町及び西子安村に砲臺、神奈川青木町權現山に陣屋を建築す、港內には大元昌平の二艦(帆走軍艦なり)碇泊警衛したり。市街三所の入口には、神奈川渡船場(今海岸通四丁目)吉田橋、野毛山に關門を設け、往來を誰何せり。(後谷戸橋、山手口にも關門を置かれ、是れ等の設備は、明治四年五月まで維持せられき)此關柵以て港市を區限したる習俗は、當初に定められたる市街地(今の海岸通より辨天通まで)居留地(舊橫濱村及び橫濱新田の域內にて一番乃至百九十番の邊までに係る)を特に關內又は港內と稱することとなりぬ、即港市の正閏を分つ意なりき。慶應三年、太田屋新田の諸港をも收めて關內に準しければ、谷戸川、秀閑川(大岡川の本派)を以て全域內を限ることとなる、故に出島とも稱へたり。當時吉田橋に橫文制札あり、關內外の畛域を嚴申せりとぞ。

帶刀人は橫濱關門內へ鑑札なく入る事を許さざれば、帶刀の日本人を乘せ來る馬車は、關門にて引留可爲致下乘事、西洋千八百六十九年四月二十一日、神奈川裁判所、(橫濱沿革志)

明治二年、京濱電信開通の告示の中に、飛脚賃銀の定例を立てゝ、

橫濱關內、急屆、銀六分、

關外、野毛、戸部、石崎、石川、吉田新田、元町、

銀一匁五分、神奈川、保土谷、銀二匁五分、

など見えたり、此告示中に、東京築地の留地にも關內の稱を負はせたり、すべて當時の習法たりき。又橫濱を俗に濱とのみ呼び、濱交易、濱往復など云ふも、此際已にあまねく唱へられき。

(濱)

安政七年二月、石川中村川尻より、增德院脇海岸迄、幅拾間延長五百八十間を堀割り、通船に便にす、幕府の意に橫濱を區畫し、長崎出島の如くなさんとせる也(かく計畫を盡したれども、十年を出でずして、外商館早くも居留地に充滿し、濠外なる山手に溢るゝに至れり)其堀割の外なる山手へ、舊來土着の農家九拾餘戸を移轉せしめらる、之をば橫濱元町と名づく、實は新地なり。文久二年八月、橫濱在留の英國商人出で遊び、生麥村に馬を馳せ、鹿兒島藩島津家の前驅を衝く、藩士其無禮を憤り、貳人を擊殺し、壹人に負傷せしむ、內外の士民大に搖く。明る三年三月、英國軍艦數艘渡來し、去年生麥の處置を詰問す、市民或は兵端を開かれん事を怖れ、物情恟々、居民遠近に難を避くる者多し。老中小笠原壹岐守長行、英國公使と談判し、拾萬ポンドを支給す、橫濱以て免るを得たり、而も之に因り英佛の兩國兵來りて、橫濱を警戒することゝなり、山手に其兵營を建てたり。(此英兵の服裝赤し、故に赤隊と稱さらる、明治七年撤退す)明治元年、王政維新、神奈川縣を置かれ、百度更革の規摸を布く。翌二年に至り、商民に諭し初めて會社商社を設立す、今の銀行及び取引所なり、六月燈明臺局內より、神奈川縣裁判所樓上へ假に電線を架設す、是本邦電信の起元なり、汽船の沿岸往復の事も、此頃より起る、稱して濱往復と云ふ。三年、戸部村伊勢山(此山は鐵道線路埋立の時悉く切崩し平坦となる)に勸請しある皇太神宮を、野毛山に遷し、橫濱總鎭守と定む、四月橫濱東京間の鐵道事業に着手す、五年十月に至り汽車を通す、是歲瓦斯燈市內の點火を始む。二十年十月、野毛山貯水池成る、橫濱には元清水なし、僅に泉井の飲用に勝へしは、町會所裏(本町二丁目一番地)本町三井組(本町四丁目)の二所ありしのみ、明治七年水源を多摩川に求め、供給管に成功りしも、頗人意に滿たず、更に相州

(橫濱水道)

馬入川の上游(津久井郡三井)に源頭を起し、引導十里、野毛山に逆せしむ、三十年又修理を加ふ。三十二年七月改正條約の實施期至り、中外交涉の諸法例に大一變あり、居留地治外の制は此際に撤去せられ、關內居留地を山下町と更名す。

橫濱雜詩　　小原　鐵心

刀尖屋畫五層閣、簾比市連三十街、天女廟前人若織、半亭絲竹小秦淮。大舶如蟻碇近灣、砲山礮響聽先寒、夕陽風急鞭章席、紅是英夷青佛蘭。

神奈川縣廳　今橫濱關內の中央、本町一丁目に在り、稅關、裁判所、郵便局、會館及び英佛領事館等、皆近傍に散在す。

橫濱開港の爲め、神奈川奉行を以て港市一切の事を掌らしめたり、安政六年、橫濱新市街の中央に運上所を建て、奉行以下の役人出張して事務を扱へり、其近傍に官舍式拾餘棟あり、名つけて駒形町と云ひ、海岸へ波止場二箇所に築造して改所を建設す、東を外國人商出入貨物揚場とし、西を內國商荷物揚場とす、(現今稅關の位置なり)運上所を以て彼我の境界とし、以東を外國人居留地、以西を內國人居留地と定む、而して戸部村宮ヶ崎へ奉行所及び役所を建築し、(戸部所と云ひ、今伊勢崎町官舍の地なり)行政及び民刑事、總て內政に關する一切の事務を處理したり。運上所は明治維新後に縣廳に充てられ、別に稅關を置かる、明治十五年縣廳火災、翌年更造あり。

縣廳の南なる廣街を俗に日本大通と呼び、大波止と公園に串通す。開市の初めに此邊を駒形と呼び、安政元年二月、米國水師ペルリーが江戸官吏と相應對したる假舍址も、亦此間とす。

洲乾湊址　一名內浦と云ひ、今市邑の中央にあたり、大略馬車道(吉田橋より海岸通本波止場に至る一線)より

(辨天橋)

西北、大江橋、辨天橋に至る間を開港當時の江灣とす。然れども往昔猶廣大にして、正保圖に據れば、横濱村は全く沙嘴の上に居り、其内方に一灣ありて、北方、中村、堀内、戸部の諸村に圍まれ、東北は野毛山の下に於て、神奈川、芝生の海灣に通せり。○新記云、洲乾湊は横濱、戸部の二村、及び吉田新田の間にあり、古は秀閣或は宗閑とも書せり、其名の起りは土人も傳へされど、正保郷帳、横濱村の高を記せし傍註に、六石一斗餘秀閣寺領と見ゆれば、當時秀閣寺ありしより名なるにや、湊より江戸まで船路八里、古へは探と廣き入江なりしが次第に干潟となり、萬治年中吉田新田を開き、近年横濱に傍へる新田を開きし故、今は東西十二丁南北四丁餘の入江となり、大船の入べき湊にあらざれば、自然に廢せるなり、或は云ふ、秀閣寺とは辨天社別當、増徳院の寺號かと。

(増徳院)

洲乾湊の口にあたり辨天社ありて、開港の日、[illegible]前の一路を辨天通と名つけられ、社域其六丁目に當りしが、明治二年此社を羽衣町と云へる新地へ移さる。○新記云、横濱辨天社地、一丁一段、洲乾入江の出洲にあり、土人清水辨天と呼ぶ、慶安二年社領六石一斗の朱印を賜へり、村の鎭守なり、神體は元祿中より別當増徳院境内假殿に安し、彼所にては杉山辨天と唱ふ、坐像二尺程、弘法大師の作とぞ、此社地は海面を望み勝景の地なれば、遊客神奈川驛より乘船にて至る者多しと、増徳院は村の東南の方にあり、社地を距ること十二三丁、境内二千七百坪餘、古義眞言宗、石川寶生寺末なり。(増徳院は今も元町一丁目に存す)○洲乾辨財天祠は、白沙翠松の間に屹り、堂前には瓢形の池ありて、海潮出入し、近く野毛山、戸部山、姥岩を望み、最佳景と稱せられし地なり。開港の頃は、此を神奈川道に野毛浦への渡船場とし、文久三年に、象が鼻野毛浦の間、二百八十間の長橋を架したることあり。辨天祠の東北を[illegible]せる松原を[illegible]象が鼻と云ひ、即横濱沙嘴の極端にして、其狀象鼻に似たりき。其松樹は明治二年に皆伐せられ、[illegible](今の[illegible])[illegible]管理局、[illegible]務局等此に在り)を建てられ、尋いで東海鎭守府を此に置かれたり。(鎭守府は後横須賀軍港へ移る)[illegible]は今の[illegible]に歸す。又彼神奈川渡船場は、近年俗に日本波止場と呼び、[illegible]出入の船舶埠頭に供せらる。

太田屋（オホタヤ） 今太田町、住吉町、常盤町、尾上町、[illegible]の[illegible]なる太田屋新田の地とす。舊は[illegible]にして、開港に先たつ數年、[illegible]を[illegible]めて、高十八石に[illegible]び、安政三年始めて官簿に入る、當時五戸の民家あり、一圓の[illegible]ありしのみ、故に新田と云ふも、[illegible]宅地を[illegible]き、其他全地の八分は[illegible]、[illegible]南[illegible]に水門あり、[illegible]大潮の時、[illegible]を[illegible]りて之に入れ、[illegible]潮に[illegible]して門を閉ち、[illegible]を[illegible]とし、[illegible]刈取りて活計を[illegible]けしのみ、然るに開港にあたり、(安政六年)太田屋に[illegible]を[illegible]せられ、[illegible]地八千[illegible]を限り、[illegible]崎町と稱し、[illegible]館を[illegible]くこととなり、[illegible]に市街に[illegible](慶應[illegible]、[illegible]三年吉田[illegible]へ[illegible]され、明治五年[illegible]へ[illegible]され[illegible]れたり、今の[illegible]と云ふもの是也)其東南横濱新田に接する地は、外商居留地に供せられ、其舊館址は今の公園也

太田屋新田は[illegible]洲乾湊の開港當時にして、大岡川(秀閣川)を[illegible]て舊の吉田新田と分れ、[illegible]く新吉田に傍れり、されば開市の初めより、太田屋新田は[illegible]に[illegible]して、[illegible]市を[illegible]かれ、其分界の[illegible]も早く埋[illegible]せられて、慶應二年十月大火後より關内の[illegible]に入れり。

秀閣川（シウカン） 大岡川の下流にして、古の洲乾の内湊の江筋なり。邑俗或は大岡川と云ひ、或は吉田新川と云ひ、或は[illegible]川と云ふも、皆舊[illegible]ならず、故に本稿は秀閣川の號を立つ。(此川は關内の西界を[illegible]す者にして、吉濱橋、花園橋、[illegible]橋、[illegible]橋、吉田橋、柳橋等を架し、以て吉田[illegible]の諸街路に通し、柳橋の北に於て太田川(大岡川の別派)と合し、東北に屈折して港灣内に放つ。此間に大江橋、辨天橋あり、中村川、吉田川は西方より來り、各秀閣川へ[illegible]入す。

谷戸川（ヤト） 大岡川の一支、中村川の末にあたり、關内の南界を[illegible]して、元町、山手と相分たしむる者とす。初め中村川は[illegible]田の南浦に至り、屈折して秀閣川と爲りしも、萬延元年、東方に[illegible]せしめ、谷戸坂に至り海に放たしむ、即谷戸川と唱ふ。

山手（ヤマテ） 横濱市街の南方なる元町、北方村、中村(石川)等に在り、山丘に倚れる邑落の總名とす。其大半は外商遠留の[illegible]宅にして、本郷、根岸まで連連せり。明治三十二年七月、居留地撤廢(所謂る條約改正)の後は、山手町、上野町、[illegible]方町、(三[illegible])山元町等の名を命す。開港後の當初にあたり、英佛米等の軍隊、本港に來屯して、[illegible]設する所ありき、其屯營は即山手に在りて、谷戸坂の上にトワンテン山の字あるは、英國第二十聯隊の駐營なりければとぞ。

野毛の山からノーエー、野毛のサイサイ山から、異人館を見れば、お鐵砲かついでノーエー、鐵砲サイサイかついで、小隊進め(皮[illegible]前後の俚謠)

中村（ナカムラ） 今市中なる石川町の邊を云ふ、市中に別に中村あるは、近年開港に當り舊民を移されしに因る。中村とは舊石川中村の[illegible]とす、中村の北に堀之内村ありしが、又石川堀之内の稱とす、此堀之内今大岡川付の市内にて寶生寺[illegible]て、古刹あり、

(堀之内) (寶生寺)

[illegible]住、熊野寶[illegible]、武州久良郡平子郷内、石川村寶生[illegible]、[illegible]當[illegible]等、目錄在別、法印[illegible]大僧都覺[illegible]、

有以傳入所補任之也、任先例可有執務之狀如件、
應永二十一年五月十三日　權大僧都快尊（花押）

禁制、武州久良木郡平子郷、於石川談義所、當手軍勢
濫妨狼藉事
右有違犯之輩者、可被處罪科之狀如件、
文明十年二月　日　沙彌（太田道灌花押）

新記云、石川堀之内村寶生寺は、寺領十石、天正十九年朱印狀を賜はり、末寺四十八を指揮し、武相豆三州の古義眞言宗法談所、三十四院の一なり、當寺もと熊野權現の別當寺にして、承安年中法印覺清開基せり、熊野社は何時の頃か衰微し、今小祠を境内に建て奉祀するのみ、寶金剛院とも稱す。○石川より南なる本牧、根岸一帶は橫濱市の南方を屏障する丘陵地にして、標高三十五米突、乃至四十米突、起伏波濤の如し、其北面に貝塚ありて、土器石器混入し、原始人類の遺蹟とす。

（北方）

本牧（ホンモク）　近年本牧村と云ひしが、三十四年を以て市内へ編入す。本郷、北方（キタカタ）の二大字に分つ、山手の南に接し、丘岡に倚り、地勢東方海中に突出し、三面海を以て限る、北は橫濱港にして、南は屏風浦根岸灣と知るべし。新記云、屏風浦とは富岡村の出崎より、本牧浦（八王子の出崎）の邊まで、海岸の樣恰も屏風を立たる如くなれば、此唱あり、本牧浦は本郷村舊家所藏、天正十五年の文書、既に此名見ゆ、此邊より江戶まで海上九里餘、潮干三四丁、若くは五六丁、此濱にて夏はかつて網或は手繰網など云へるものを以て漁し、冬はけたと云繩網を以て海鼠を取ると云ふ。○本牧郷の名は、寶生寺天文十四年文書に、本牧郷石川村と云へり、されど元岬角の名に出てしにあらずや、柴崎をも本目と稱するに參考すべし。天文十九年文書に、五百貫文武州久良岐郡本牧郷と云へり。近世は領名に呼び、三十六村を統べき。

國中諸郡就退轉、庚戌四月、諸郷公事赦免之樣躰之事、
五百貫文　武州久良岐郡本牧郷
右爲諸點役之替、百貫文之地より六貫文懸に可出趣、相定候、然者本牧五百貫文、依不入、此役錢貳拾貫文、六月十日兩度に御藏へ可納、此以後は昔より定候諸公事、一も不殘令赦免候、細事之義も不申付候、郡代觸口不可有譴候、若背此旨申懸者有之者、百姓御庭へ參、可致直奏、但陣夫、廻陣夫、並大普請、玉繩城米錢をば可致之、廻陣夫をば年中八貫文に、以夫錢可出事、
一地頭代官に候者、百姓及迷惑候公事、以下申懸に付ては、御庭へ參、可申上之事、
一退轉之百姓還住候者に者、借錢借米可令赦免候、但今日より以前之儀也、今日より以後、欠落之者には、不可此赦免事、
一無御印判郡代夫、自今以後、不可立者也、仍如件、
天文十九庚戌年四月朔日（北條氏虎印）

（本牧臺）

十二天鼻（ジフニテンバナ）　本牧の岬角にして、橫濱港の東南を屏障す。十二天鼻の南に、南方へ突出する斷崖を、八王子鼻と云ふ、是等の海礁は、總稱本牧臺（ホンモクダイ）の名あり。○十二天、八王子共に神祀の名に出つ、殊に十二天社は村民の鎭守にして、天正中より社領十二石の朱印を賜はりたり、其地南北の崖岸、勝景を以て賞せらる。

嘉永七年、海上成衛中作、　小原　徹心
孤客敎頭感慨催、海門落日晩潮回、誰知一片武夫恨、成事秋寒本牧臺、

水路志云、本牧鼻は橫濱港の南角を成し、觀音埼の約北微四十浬里半にありて、東京灣奧に向て峙せる、低小山脉の端界なり、此鼻は著明なる黃色の諸崖長く相連なる、而して其北峻崖を十二天鼻と稱し、南峻崖を八王子（ハチワウジ）鼻といふ、此鼻の前面、一海里乃至六鏈間に、伸出する所の堆あり、荒洲（アラス）と曰ふ、頗る陸界にして、大浪を橫濱灣内に吹込むべき、猶南東の勢力を殺ぎ、港内の諸舶を安全にす。

（八王子鼻）

根岸（ネギシ）　今橫濱市へ編入せられ、なほ根岸町と云ふ、本牧村の西にして、南面して屏風浦に對す、此海濱と橫濱市街の間なる岡上に競馬場あり。○本牧鼻より富岡鼻の間、約三海里、灣入すること一海里半、根岸、瀧頭を以て其灣底とす、故に根岸（ネギシ）灣の名あり、俗稱屏風浦の入海に同し。

新記云、根岸は山の根岸の義なるべし、山は北につづき、高十五六丈、坂多し、上坂、入坂、下坂、馬場坂、權現坂、加曾坂、七曲坂等の名あり、海邊の民漁獵を專業とす、根岸村の名、寶生寺寶德二年文書に見ゆ。

武州久良岐郡、平子郷内、禪馬之村、寶光庵領、田九段、畠八百文代、幷根岸村田一段事、爲現當、限永代、所寄附也、早東隣書記弟子東□□寺爲庵主、可被執務之狀如件、
寶德二年七月二日　石川寶生寺住持法印圓鎭

（根岸灣）

根岸競馬場は、埒の長さ大約一千間、慶應二年に之を開く、爾後内外官民の共同馳走する所とす。殊に每年春秋二季、大競馬會を催し、五方万里の駿逸を集む。此日觀客賭錢して運遣を較するもの あり、執法の官も認視して、之を問はざるを例とするとぞ。

瀧頭新川（タキガシラシンセン）　明治三年四月、吉田新田の卑濕修治、市街經營の目的を以て、吉田の南界なる中村川（大岡川の一派）を分ちて、南方へ排洩せしめんとす、即中村、瀧頭の山丘を劈破し、凡一千間にして海濱に達し、防波堤を起して深海に導く、四歲餘にして土木功成る、明治七年八月より航通自由となる。

吉田（ヨシダ）　今伊勢佐木町、長者町、吉田町の邊を云ふ、万延元年以後、漸く割き市内へ入る。舊吉田新田と云ひ、四間の土堤を築き、洲乾の入江の逆潮を防き開發したる地な

（長者町）（吉田橋）

り、故に吉田町を堤下（ドテシタ）とも云ふ。（新記云、吉田新田は万治二年、攝州吉田の人、勘兵衛の願にて、大丸小丸二山の土を以て、四方に長三千五百五十間の堤防を築立、入海を埋め新田と為したる也、高千石、大岡川の水を引き用水とし、戸数九十、新田の形鏡の如し、故に龜（カメ）新田とも云へり、東北隅に沼のこれり。○安政の頃、神奈川芝生村より横濱に往来する者は、平沼新田を渉り、戸部に出て、八町縄手（今の長者（チヤウジヤ）町）にかかり、石川中村を經て、横濱へ到れり。已にして、野毛浦に野毛橋（都橋）成り、太田屋新田の西端に吉田橋成りて、形状頗變したり。此新田は東西二十町、南北六町ばかり、大岡川を分派して、左右に通したり。万治以前に在りては全く潮乾入江の水面なりけん、此域内には溝洫を縱横に通して田畝を成せしが、今も市街の間に其形跡を存す。殊に中央なるを吉田川と云ひ、西南より東北へ貫通すること今も舊に因る。

大岡川は中村川、吉田川、太田川の三派に分れて、吉田新田を包圍貫流すと知るべし。新田の西南隅に鎭守オサンの宮あり、蓋日吉山王を祭ると。又常清寺あり、八丁縄手の東に安置せり、常清寺火葬場は、今の伊勢佐木町にあたり、明治十年、觀音堂を建てられ、爾後形勢一變して繁華の街となる。

慶應三年の春、吉田新田の東北隅なる沼澤を修理して、太田屋新田の遊郭を移轉せしめらる、吉田新田の市巷と爲るは此際よりの事とす。明治五年、大岡川の水を南方瀧頭屏風浦の方へ排瀉する工功成り（吉田橋を鐵村に更築したるも明治三年の事とす）是歳遊郭は高島町へ移れるも、伊勢佐木町、羽衣町、不老町、扇町、寿町、一帯の巷區は、年を追ひ繁閙に赴き、其西南なる眞金町、永楽町等も、明治十三年より新地を拓き、後遊郭を復して、再此に置かる。

太田（オホタ）　近年戸部の西境の地と併せ、戸太（トタ）町と改稱し、横濱と保土谷の間に新村坊を成し、人口一万、三十四年、全く市内へ編入す。太田は野毛山の西に連なる丘陵に倚り、大岡川（太田川）の北岸に在りて、吉田新田を瞰下したり。

京都の眞葛原の陶工宮川香山は、明治四年、太田村の不二山下において陶窯を築き、はじめは薩摩焼を摸して、外國人に販賣せしが、同じき九年ころより、專意を陶土にひそめ、濃厚の釉料をもて、巧に紋様を顯はし、遂に古作模擬によらず、一種の陶窯を製出することを得、今代の名實と稱せらる。「工業史」

新記云、太田の地名起りしと云ふも明據なし、巽の方大岡川を隔て吉田新田に隣り、南も同川を隔て蒔田村に對し、坤の方井戸谷村に續き、西は永田村、乾の方橘樹郡保土谷宿、北は戸部村に接はれり、東西二十二丁、南北六丁餘、陸田多く水田少し、地形内に山丘重り、麓に陸田あり、東は川邊に添ひて水田連り、高低多き村なり、溜井二ヶ所用水とすれど、やゝもすれば旱損すと云ふ、吉田新田開墾せざりし頃は、此邊海濱にして鹽竈ありしとかや、今も鹽たれ坂など云ふは其遺名なりとぞ。

（野毛山）（富部）

戸部（トベ）　近年其東部はまづ割きて市内に入り、戸部町、伊勢町、宮崎町、花咲町、野毛町等と爲るも、西部は太田村と併せ戸太町と云ひ、市外に別立せしが、今皆市内に編入す。此地は潮乾湊の西北岸に當り、野毛山てふ丘陵を開みたり。開港後、野毛浦、野毛山は早く市内に歸し、山上に伊勢大神宮を奉祀す。

新記云、戸部村は戸数百五十餘、舊くは富部（トベ）とも書せり、巽の方は潮乾の湊にて、對岸は横濱村、それより南に倚りては大岡川を堺として吉田新田なり、北條氏古文書に己巳七月（永祿十二年）戸部大經寺百姓中とあて名したる者、又北條氏の下知状、

注文　二百はい　なまこ　　五十枚　たい
　　三十盃　たこ
右當月中、早々相調、栗橋へ可相届候、就無沙汰者、可有御成敗者也、恐々謹言、十一月十九日（印文如意成就）　富部郷船方中

これも北條氏の者ならん、北條役帳に「上原出羽守が所領六十七貫文、久良岐郡富部、大鏡寺分」と載す、又「福井領七十二貫文、富部臨江寺分」とあれば北條陸奥守氏照も、當村の内を領せしこと知る可し、役帳に云へる大鏡寺は何の頃廢せしにや、臨江寺は今の林光寺なるべし、野毛浦とは村の巽の方、潮乾湊に傍ひし所を云ふ、元祿改定の國圖には戸部の内野毛村と別に一村名に記したれど、今は全く小名となれり、されど漁戸五十家叢に居住して自ら一區をなせり、本牧に通する往還、此山にかゝれり、登二丁許の坂あり、野毛坂と呼べり、潮乾湊其巽の方にあり、江戸まで船路八里なり、此湊の入口に大石二つあり、一は水面を出ること高七尺許、一は七八寸出てたり、元は二石同し大さなりしが、一石は近き頃荒浪に碎けて僅に殘れり、是を姥（ウバ）島と云ふ、又夫婦石とも唱ふ。○戸部野毛浦は萬延元年に市内へ編附せらる、姥島は江戸名所圖會に、芒村（ノゲムラ）潮乾の海中に奇岩あり、眺望秀美なり、此浦よりも海苔（ノリ）を産すと云へり、是等の海灣も岩嶼も、今は其蹤さへ辨識し難くなり了、蓋今鐵道停車場の邊とす。○文化四年杉田日記云、芒村（ノゲ）といふへ、小舟に打のりて渡る、こゝの海いと浪靜にて本目（ホンモク）の崎よりこなたは、圓らかにはらまれて、南の方はこの芒村のつゞきの磯山にて風をきりたれば、げに池の面を見たらんやうに平らかなる渚づらなり、海のおもて今の道一里とはいへど、二十町ばかりも漕來れば、横濱といへる洲崎、北へさし出て、芒村のかた細江めきて、早川の

（姥島址）（芒

ごと潮早く流れたり、されど遠淺にて、底の小石の數もよみつべきばかり也、かの洲崎には天女の宮居をいつき祀りて、松どもをかしう並立てり、又此流に小島ともいふべきさまして、巖三つ高うさし出たり、頭もたげたる獸の形とぞ思ひなさるゝ、大よそに言はゞ、高さ三丈ばかりめぐりては二十間に餘るべし、五年がさきつ方までは、此巖いと大きやかにて、乳母のみどり兒抱きたるさましたれば、乳母と呼びしよし、五本四本の木いただきに生ひてありしも、今は其片へかけ崩れて、獸のうづくまりたる樣にはなりたるなり、又かたへの二つは、間一丈も隔てたらん、さしよりてぞ立てる、かの乳母島よりは低く小さし。

伊勢山太神宮（イセヤマ） 今野毛山に在り、元は戸部村の小祠にして、山の北偏に在りしを、(其舊地は今の花咲町の邊なり、明治五年創平せられて形狀を亡ふ) 明治三年此に移し、全市の氏神に定む。

明治三年三月、神奈川縣告諭云、横濱の地たる、外艦輻湊の津にして、繁榮日を追へり、然れば人民をして皇國固有の教を守らしめ、益神祇尊崇に注意せしめざるべからず、殊に大政維新に際し、黎民をして所嚮を知らしむるを要す、幸ひにも伊勢山に勸請皇祖の社あれば、之を野毛山に遷宮して、大に造營する所あらん、云々。

櫻木川（サクラキ） 野毛山、戸部山の東北崖下なる溝渠にして、北は平沼石崎川より、南は大岡川の水脈を連結す、明治五年開通す。往時は此邊恰濱岸にあたりしを、鐵道繼堤の時、其崖岸を削り海中を埋め、櫻木町、内田町、高島町等の街巷を拓かれ、神奈川臺まで三十餘町の間の新地成る。

平沼（ヒラヌマ） 戸部太田の丘陵の北に當り、神奈川芝生の崖壁の下なる低地にして、西は保土谷驛に至る。今は大半田宅并に斥鹵の地に變化したりと雖、其東北隅には猶水面を見るべし。東方は明治五年に鐵道線路を築造し、横濱港灣と相限れり、古の神奈川湊にあたる。近年平沼に鐵道停車場を置かれ、又其東方の海面を埋立て、北の方砲臺に至るまでの濱邊に幾多の新繁昌を生したり、謂ゆる高島（タカシマ）町是なり。

平沼新田は正保圖に載せず、其分野を入江と爲し、柴生、岩間まで全く水面たりしこと明白なり。但し此圖に帷子川の外、大岡川も神奈川の湊に入るものの如く畫きしは誤れり、大岡川の水脈は決して平沼に注くべき形狀、沿革を有せず。帷子川の南に並行する一溝を石崎（イシザキ）川と云ふ、戸部村の石崎に至り、平沼に滙合すれば也。

(高島町)　(石崎)

横濱港（ヨコハマ） 安政六年開港互市の始め、波止場の設備を爲し、元治元年に至り、居留地海岸に波止場を築く、東波止是なり、此より前者を西波止と名つく。慶應二年西波止の西に、内海航走のものの爲めに波止を造り、之を本波止と云ふ。明治二十三年、築港造堤の事に着手し、二十九年に至り大防波堤成り、内外の二港を分つ。

水路志云、横濱港は本牧鼻、鶴見川口を以て港門となす、其幅約四海里、港の深入約二海里半、港頭は其濱上に平沼と稱せる一沼池あり、其北端は神奈川街にして、街東に砲臺あり、港の南部は横濱の市街相連り、濱岸に枕む、此に二個の波止場あり、西にあるを西波止場とし、東にあるを東波止場といふ、港心は本牧十二天鼻の北にあたり、大船の好錨地とす、其底質は泥なり、然れども吃水少なき船舶は、港市接近の地に泊する事を得べし、又大船は双錨泊を佳とす、朔望高潮れ時四十五分、大潮升五呎、小潮升三呎四分三、小潮差二呎三分一、此港に於ては、潮流の感動を受くる事稀なり。○近年修造の防波堤は、南北兩岸より港心に向ひ延進す、北堤は神奈川砲臺の下より東南に向ひ、彎曲線二十餘町、南堤は谷戸川の口より北東北に向ひ、彎曲線十餘町、此二堤港心に於て相迎合し、其間に港門を開く。内港は水深三十呎を最とし、泥沙を浚渫して水深を加へ、又西波止、本波止の前面に棧橋繫船岸の築造を爲し、面目を一新す。其波止場は即大埠頭にして、棧橋の長千九百呎許、鐵道人道を分ち、大艦巨舶の入津する者、之に横着して繫止せらる。

雨の夜に、日本近く、寢ぼけて、流れ込む、所揆軍、黑船に、乘組八百人、大筒小筒を打並べ、羅紗猩々緋のッッホ繻絆、黑坊が水底仕事する、大將坊は部屋に搆へて、まじめ顏、中に髭深いジヤガタラ唐人が、海を眺め、銅羅鐃鈸を叩いて、キクライライ、キンモーモーと、亞米利加指して、貰ひし大根、上座に走り行く、(開港大津繪節)

橘樹郡

橘樹郡（タチバナ） 久良岐郡の北方にして、都筑郡と相抱擁し、其區域多摩河並びに海灣に限れる二面の外は、堺線頗錯雜す、蓋都筑と相合同して一郡と爲し、其間に畛域を分たざるを當然とするのみ。今二町二十村、面積十方里、人口十萬、神奈川に治す。

橘樹郡は安閑帝の時、屯倉を置かれし地なり、帝紀元年の條に、

武藏國造笠原直使主、詣京言狀朝廷、而誅同族小杵、使主悚懼交懷、不能默已、謹爲國家、奉置横渟、橘花、多氷、倉樔、四處屯倉、是年也、太歲甲寅、

と載す。和名抄、橘樹郡を太知波奈と注し、五郷に分

(橘花)

ち、御宅郷あり、即橘花の屯倉の遺蹟とす。其舊域を推究するに、多摩河南岸の低地にして、東は海に達せず。後世郡堺亂れ、高田郷は都筑郡へ併せられ、而も久良郡渦名、諸岡、郡家などの諸郷を本郡に併せければ、形狀太奇にして、江山の自然に適應せず、後の爲政者の改定を須つ者歟。○橘花の名義につき、古事記傳には、垂仁帝の常世國より求めたまへる、香果の事を掌れる、橘守(タチマモリ)氏の由緣地にやと疑へり。又一說に、倭武大王の妃弟橘媛の名代(ナシロ)ならん、媛を祭る社此に存すと云へり。○新風土記云、橘樹郡は國の中央より南の方にて、多摩郡よりは、東南に續けり、郡名の起りは、其正しきを聞かず、弟橘媛の墓ある故に、橘を以て地名とせしならんと云說あり、今按に郡中子母口村立花の神社は、弟橘媛を祭れるなりと云時は、橘媛の墓と云へるもの、若しくは是なりと云はん歟、其地の界域は中古より太變革せり、和名抄に載する所の郷名を以て、今の地理を案ずるに、其郡中甚狹かりしと見ゆ、今の都筑郡高田村の邊より多摩川の邊に至り、夫より川崎宿の邊を限として、南の方は今の神奈川の邊にて、久良岐郡に接せり、左れば古代は東西も南北も、纔に三里に過ぎざる小郡にて、西南の方相摸國と境を接せざりしなるべし、遙の後永祿の頃迄も、久良岐郡は神奈川の邊まで及ぼせり、小田原家人所領役帳に、今の神奈川宿の青木町、及び寺尾村などは、皆久良岐郡の地として記せり。○萬葉名所考に、

(立華郡)

多知婆奈の古婆のはなりがおもふなむ心うつくしいてあればいかに、

の歌を、當國當郡の地名にて、古婆も此ならんといへり、いかにや。又古人は郡名の文字を、立華(タチハナ)、又は橘花に作りたること、其例證あり。

郡家(コホド)鄉

和名抄、久良岐郡郡家郷。今橘樹郡保土谷町、富川村、矢崎村等を籠めしならん、卽久良郡の郡家なれば、久良岐てふ名も此地に起れるにや。郡家(コホド)後世誤りて神戸(カウド)の文字を用ゐ、今に保土谷町の大字にのこる。此に又伊勢太神宮ありて、古の御厨なりしを知らるれど、コホドの名義の眞因にはあらず。

(神戸)

程谷驛、公舘有意、　[illegible]

海驛停公駕、通宵警戍兵、三千人除伍、七百里行程、

今宵青蛇笆、顯身白髮精、嘗闘川之樣、馬乳來方平、

保土(ホド)谷(ヤ)

又程谷に作る、今神戸、帷子、岩間なども併せ保土谷町と云ふ、人口五千三百、鐵道停車場あり、橫濱の西一里許。民家峽谷中に居り、東西二十餘町に延び、東北なる帷子、岩間は早く市を成し平地に居り、平沼の床南に[illegible]たり。

東海道四宿云、程ヶ谷は相州戸塚より二里九町、昔は程谷、河駒、神戸、帷子とて三宿なりしを、慶長二年一驛となる、金川へ今へ行く道は、東道より南へ入り龍見堂まで三里餘。○新風土記云、保土谷宿は東海道五十三驛の一にて、神戸帷子岩間を併せ四町一宿とす、慶長六年の頃まで、馬次は相州藤澤より、直に保土谷に至り、神奈川に續きしと云へり、半谷の御厨庄に屬す、半谷又程谷に作る。〔元和三年上下紀行云、我は指さけれど、長刀、戸塚さやぐち、伊達にして、さす程がいの町に着く、云々。

(權太坂)(境木)

保土谷驛の西なる權太坂(ゴンタサカ)山は、武相の州堺にして、標高七十米許、其傍の地を境木(サカヒギ)と呼べり、鐵道隧道は境木の南方に貫穿す。○新風土記云、權太坂は元町の南方、地形十丈餘も高く、屈曲して長き坂なり、故に街道往還の人も此所を難所とす、昔は一番坂と呼びしが、何の頃か旅人爰を過るとて、側にありし老翁に坂の名を問はれしに、かの翁耳しひたる者なりしかば、己が名を問はれしと思ひて、權太と答へけるより、坂の名となりしと、土人云傳へり、一番坂は權太坂の上にあり、少し續きなれば、武州より往く人々、一番坂二番坂とかぞへて呼びしなるべし、此所は權太ほどにはあらざれども、よほどの坂なり、爰より望めば神奈川の海上を目の下に見て、景色いと美なり、坂より相州の方境の地境までは、民家もなくして、道の左右に松の老木いくらともなくならびたてり。

帷子(カタビラ)

今保土谷町の大字に存す、神戸に接し、星川の流を、此邊にて、帷子川とも云へり。○新記云、永祿年中小机の内小帷(コカタビラ)九十一貫文を、太田新六郎が知行せるよし、小田原役帳にのする所なり、又村の記錄にも、元祿の頃までも、小帷としるせしもの見ゆ。

(小帷)

新羽を立て、帷子にきたる、道すがらさまざまの名所ども、くはしく記すに及び侍らず、かたびらの宿といへる所にて、

いつきてかたびのころもをかへてましかぜうらさむきかたびらの里、

岩井の原をすぐるとて

すさまじき岩井の原をよそに見て結ぶぞ草の枕なりけり、〔回國雜記〕

帷子とては名義カマハラに同じ、一側にのみ民家の在りしならん。

佛向(ブツカウ)

今矢崎村と改む、永祿役帳には佛向と書す、されば元はブッシャウとよみ、佛餉料の寄進田などなりしにや。〔佛向に嘉元二年の銘ある板碑一基あり、又佛向の丘上に介墟あり、種々の遺物を發見せらる、すべて此邊所々に石器を拾ふこと多しと。

岩間(イハマ)

今保土谷町の管内とす、帷子の東北にして、神奈川町芝生に近接す。正保圖に柴生村と云ひ、「帷子二町、遠淺一町、何風にても船繫りよし」と錄すれば、其頃は此

邊まで潮の來往せしを知る、今平沼新田の彼方なる海面まで、二十町を隔つこととなれり。

榛谷(ハンガヤ)

新記云、榛谷庄とは、保土ヶ谷宿の邊五六村、此庄にかゝれり、其地名の起りは、隣郡都筑の內二股川村の小名に、榛ヶ谷と云所あり、夫より庄名となりしなるべし、保土谷宿の內岩間町の鎭守神明社に納むる、天文廿四年記せる緣起に榛谷御厨庄とあり、又元和五年彼社造營の棟札に、武藏國榛谷御厨八鄕ともあり、これによれば御厨は全く榛谷の庄內なりしと見ゆ、鎌倉御家人に、稻毛重成の弟を、榛谷四郞重朝と云ふ。○按に、建武二年、西園寺家所領目錄にも、武藏國榛谷御厨を收めたり、即此庄川とす、近世の俗、榛谷を半合(ハンガヒ)にも作れり。

(半合)

御厨(ミクリヤ)神明社

今保土谷町大字岩間に在り、榛谷厨の處是也。○武藏國榛谷御厨庄之內、神戶神明濫觴之事、抑當宮之開起者、天暦元年庚午、伊勢天照皇太神宮、飛來給、武州御厨谷庄之內、榛谷之峰影向、從其川井有御飛、從川井又二俣川御移、御座所假宿云、從二俣川又下保土谷、宮林云所御影移給間、同所八坂云所奉祝、(中略)伊勢御正體中下、宮造、在所號神戶、神宮寺名滿福寺、經藏堂稱神照寺、弘法大師御作之愛染明王、今御作、是則顯深之木地給者歟、末社雨宮、風三郞殿、切邊之王子、日王子、高根明神、稻荷、天神、山王、見日等也、備見此地形體、伊勢國渡會郡、御本社之靈地、少不違、先有高間原、是宮原云、有宮川、是神戶川云、有五十鈴川、是小帷川云、有御裳濯川、愛古部川云、七渡、愛神奈川前云、有二見浦、愛宮崎云、有大橋、愛小帷橋云、有宇治橋、愛神戶橋云、其外外宮內宮、山田三方、宇治朝熊嶽之景地相似、依之武藏二十四郡之內、十郡之守護神、別者御厨谷八鄕之鎭守也、(中略)神主等申上處如件、

天文廿四年乙卯潤十月吉日

渡會氏朝臣神主在判、丹下氏、小野氏、

謹上、御奉行所、御中上、

帷子(カタビラ)川

相摸原の東なる川井村(今都筑郡都岡村)の原中に出て、東南流、今宿、二俣川、川島の村落を經て、帷子に至り、平沼新田へ入る。末は分派して各橫濱港灣に通ず、長凡四里。此川の山谷は、古の久良郡星川鄕なり。

新記云、帷子川、水源は都筑郡川井村大貫のわづかなる谷川、二里ばかり流れて、白根村の池水及び菅田村金草澤の谷水合して一條となる、そこより帷子川と唱ふ、竹の下より三十町ほど流れ、古町土橋へ出て、夫より二丁餘り下にて、往還通り帷子橋へ出で、十丁程にして芝生村地境を流れ、神奈川下より海へ注ぐ、水源より此所迄川路三里許。

神奈川(カナガハ)

今神奈川町、人口一萬五千(明治三十四年、橫濱市內へ編入す)橫濱の北一里、海邊なる斷崖上に位置し、街路は東西より東北に屈折す。其南方なる斥鹵沼澤は平沼と稱し、橫濱戶部に連接す。東方には濱岸に近く、海堡あり、砲臺と稱す。(安政五年創築)橫濱港の防波堤は、砲臺前に築造せられ、宮之洲(ミヤノス)より東南に延進す。

古人の稱して神奈川湊と稱せるは、今橫濱港の內港の北部、并びに平沼新田を總稱したり。濱市開けてより、形勢大一變し、神奈川湊の江は大半埋立てられて、巷路幾條、樓宇萬戶の邑とはなれり。○新記云、神奈川の臺は頗る高き所にして、此所より望めば東南の方眼界濶く、殊に勝景の地なり、久良岐郡洲干湊より、十二天の森を遠望し、又向に橫濱の辨天の社など見ゆ、總て此邊は斷岸峭壁の所多くして、屛風を立てたる樣なり、故に騷客など錦屛海と號して、一二を數ふれば、四屛に分てり、其上には古松影多蟠蚪し、商舶漁舟朝な夕なに行きかふ樣など、恰も繪にかきたらん樣なり、當國第一の絕景とす、此邊を輕井澤(カルヰサハ)ともいふ。

(金川)

送人、到金川驛、　盤　溪

海驛春寒客夢驚、一燈記取此時情、怒風翻浪天如墨、
萬馬爭先夜有聲。離酒三行醉不迷、曉風早已送歸蹄、
金川臺上頻々顧、帆影依稀驛柳西。

金川驛、送別、　失　名

出餞西看山上山、銜杯爲問大刀環、蒼波欲通金川海、
紫氣遥懸玉笥關、遊子浮雲渾暮淚、故人寒樹別離顏、
驛亭不解銷魂色、征馬翩々送往還、

神奈川は古書狩野川(カヌカハ)にも作り、もと細溝の名なり、今瀧の川と呼び、驛中を貫き、砲臺の西にて海へ入る。此川より西方の臺町を青木(アヲキ)とも云ふ、青木の西南に連り、岩間に至る間を芝生(シバフ)と云ふ。正保圖に、神奈川、青木共に馬次と標し「町裏より江戶まで、海上十里、相州浦賀まで十里」と記入し、又今の橘樹郡衙の邊に、御殿と標記せり、德川家の行營を置かれしことありし也。安政中、外國貿易開市に方り、神奈川を以て其一港に定められ、而も舊驛の地、狹少の故を以て、橫濱村に租界(居留地)新市を起さる。當時地名の異同を釋き、神奈川は總名にして、橫濱は其屬地たり、其實は異なること無しと謂へりとぞ。○鶴岡文書、文永三年のものに、武州稻目、神奈川兩鄕と云へり。園太曆、正平七年の條には、武州狩野河口、また武州狩野川之城など云ひ、當時すでに東海道の名邑たりしを想ふべし。松平家忠日記、天正十八年の條には、かぬ川に作れり、亦古言なるべし。

(狩野川)

鶴岡文書曰、鶴岡八幡宮領、武藏國稻目、神奈河兩鄕、役夫工米事、如先下知狀、被免除彼役□以他事寄可被沙汰之狀、如件、文永三年五月二日、武藏目代殿、(北條時宗花押)

圓覺寺文書曰、圓覺寺佛日庵造營要脚、武藏國神奈

河、品河以下、湊々出入船帆別銭事、御教書如此、案文進之、早任御教書之旨、嚴密可沙汰付於使者之狀、如件、康曆元年十二月二十七日、大石近江入道殿、道合（花押）

（青木）

權現堂山（ゴンゲンダウヤマ）　瀧野川の西岸にして、青木町の背なる丘陵也。砲臺の西にあたり、標高凡三十五米突。其南邊に洲崎明神社あり、洲崎祠の西に本覺寺、淺間社等ありて、今淺間社邊の地を修營して公園と爲す。

新記云、洲崎明神は此邊の鎭守にて、舊記に應安元年古鐘銘「武藏州師岡保青木村、洲崎大明神者、此間土地神也」云々、權現堂山は、瀧の川宗興寺の觀音堂の山につゞきたる所なり、永正七年、長尾爲景叛逆の時、上杉高救入道建芳が被官、上田藏人入道、北條早雲と議して、當所へ砦を搆へしことあり、又僧萬里が梅花無盡藏にいへる、權現山の詩も、當所にてのことにや、

山目權現堂、即相武兩道之界、古驛遺處集也、今則不然、蓋昔有堂歟、

驛樹風號入武州、山名權現意無讐、旦衣未脱將軍叢、聊借民煙宿海嶠、

此山は昔海邊の陸りし猶の要害なれば、後に上田入道がとりたてゝ砦とせしなるにや、又關太暦に、新田義宗、正平七年閏二月十六日、武州へうち越、武州の前守護代藥師寺上杉一黨を打破り、十八日に鎌倉に攻入らんとする所に、尊氏既に鎌倉を去て、武相狩野河の城に籠りければ、十九日狩野河へ打向ふときに臨みて、義宗道進の狀を南帝へ獻せらる、今按、閏二月、狩野河口へ發向の事見ゆれど、古文書、及び太平記、神明鏡等に據れば、二十日（國府人見原に戰ひ、其後狩野河へ赴かれし）云々、別に本覺寺山なるも青木城址といふ、小田原記に據れば、山に續ける本覺寺地藏堂を根城とすとあり。

本覺寺（ホンガクジ）　安政六年、神奈川開港の條約成るや、米國公使ハリス以下、各國官吏、皆下田より神奈川に移り、舊所を求む。本覺寺はハリス之に居り、成佛寺、慶運寺等、外國ノラフを建てられき、後數年にして皆横濱へ轉す。

新記云、本覺寺地藏堂の在る山を、青木城址とつたふれど、今は城壘の跡の殘りたる樣も見えず、廢址考に、青木城は北條家の多米周防守が居城なりしに、天正十八年攻め落さると云へり、築城年代知れず、上野國志には、武州青木の多米周防守長定、始め權兵衛と稱せり・周防守長宗が子なり、永祿十二年、青木城主となると、然るに永祿二年役帳に、多米新左衛門が知行八十八貫文、久良岐郡青木とあり、多米氏の子孫左膳時詔が記せしものによれば、天文の頃、周防守長宗當城に居ると云へり、又按するに、此町の字三ツ澤に豐顯寺あり、當時初め三河國八名郡多米村にありて、本願寺と云ひ、かの地の士多米權兵衛が菩提寺なり、權兵衛は長享の頃、伊勢新九郎長氏と契りを結び、共に關東へ下りて、一方の大將となる、天文年中より此地の領主となりしかば、かの本國にありし本願寺を當所へ引うつして、名を豐顯寺と改めしとぞ、多米氏の墓あり、過去帳には多米彌七郎、周防四郎、その他周防守燕公など見ゆれども、世系年代知れず、今日蓮宗を奉じ、本成寺派の檀林なり。

（豐顯寺）

芝生（シバフ）　今神奈川町の管內とす、平沼新田の西にして、岩間の北に接す（岩間を參考すべし）新記云、芝生村も榛谷庄の內なり、一遍より五代の遊行、傳阿上人、正中二年、八幡芝生寺にて寂すと、遊行歷代記に見ゆ、芝生寺即此なるべし。○鶴岡文書、嘉吉元年、八幡宮本地[illegible]公料、武藏國榛谷保、芝生村、云々　芝は即芝生にて、此は道場にありたれば、同社を取らせられしにやと推斷せらる

（芝宇）

子安（コヤス）　今子安村と云ふ、神奈川の東北に連なれる村落にして、海岸に沿ひ、東西に長し。

新記云、子安村は昔は小机庄の內なりしとぞ、小田原役帳に、葛西様御領、百六十五貫文、小机子安とのせたり、此事土產千清鼠、此村の一瀨代々是を製して業とせり、此事公にも御免しあれば、此邊りにて私に製するものも、彼が所へ集めて公に奉ることなれば、私にひさぐ事なしと云ふ。○子安の觀福寺を、俗に浦島寺と呼び、又一丘墳のあるを、浦島塚とつたふ、其故を知らず、神奈川權現山より、浦島塚に至る凡半里。新記云、浦島塚は西蓮寺境內にあり、昔はよほどの大塚なりしが、此邊は沙地なれば、年を追て缺くつれ、今は凡二畝許の塚なり（其上に五輪の石塔を建て、浦島塚と題せり）古碑一基、浦島塚の傍にあり、永仁四年の文字見ゆ

（浦島塚）

良椅鄉（ヨシハシ）　和名抄、久良郡良椅鄉、訓與之波之。高山寺本、良埼鄉、訓與之。○今詳ならず、もしくは神奈川、子安の邊を指したるにや、

小机（コヅクヱ）　舊鄉名にて、今神奈川の北一里半に、小机の名のこり、隣近諸村を併せて、小机村と稱す。中世には猶廣く都筑郡內まで、小机の領庄內なりしことし。○新記云、東鑑、仁治二年、武藏國小机鄉、鳥山等の荒野を、水田に開發すべき由、太田財奉綱に仰せらるゝとあり、今此鄉を唱ふるは、僅に小机の一村のみなれど、昔は此鄉に屬する村百八ヶ村ありし由、土人云傳ふ、小机城は鎌倉公方の時よりありしこと、大草紙等の書に見ゆ、其後小田原北條家分國の頃、笠原越前守、及び北條氏の一族左衛門佐氏堯などの居城なり、小田原家人役帳に、小机其地と記せしもの廿餘村あり、是等を以て當時此庄の廣きを知るべし、鶴岡文書、永德二年、小机保出石村、紀五郎跡を寄進のこと見ゆ、出石今知れず。

小机城址（コヅクヱ）　小机村に在り、今根古屋といふ、村人の說に、小田原北條家の人、笠原氏相々居城なりといへど、猶古くよりの城なりしにや、鎌倉大草紙に、文明十年、豐島勘解由左衛門（泰經）、兩上杉の爲めに攻られ、丸子城、

小机城に籠る」といへり、又稲付靜勝寺什物、道灌略記には、此年二月、成田某が守る所の小机塞を、道灌攻むとあり、又宗牧が東國紀行、天文十三年三月、「程なくかな川へつきたり、此所へも小机の城衆へいひつけられ、旅宿を慶雲寺にかまへたり」云々と、又中葉諸城主紀及び關東古戰錄等の書には、北條左衛門佐氏堯も、當城に在城せし如くしるせり、又九代後記には、天正九年、北條左衛門佐の家子、武州小机城主、笠原平左衛門をして合戰せしめしが、此年討死せしと云へり、是によれば當城の邊すべて氏堯の領地にして、笠原も氏堯に屬して在城せしなるへし。〔新風土記〕笠原越前守信爲（法名雲昌慶公）弘治三年死すること、小田原記に見え、其墓今小机の神太寺雲松院に在り、信爲其他の古衛も此寺に傳ふ。

神太寺（ジンダイジ）（片倉）　今小机村の大字に呼ばる、城址の南にして、神奈川驛の西北半里許、大字片倉に接す。〇新記云、神太寺村は神奈川宿の西に隣れり、昔は神饗地とも書しと見ゆ、北は片倉（カタクラ）村に接せり、小田原記に「天文六年、上杉朝定北條氏綱を攻んとせし時、片倉神太寺に要害をとり出城とせし」こと見ゆ、村名の起りは、小机の城主、笠原信爲、此地に神太寺を建つ、今の雲松院是なり、此寺は曹洞家、臥龍山と稱す、小田原記曰「武州小机の城主、笠原越前守は、古早雲寺殿の忠臣たり、されば氏綱氏康への忠功擧て計るべからず、弘治三年七月八日、小田原に於て逝去あり、法名雲昌慶公と號す、此人才藝無雙、和歌の道にも達者なり、氏康を初め諸臣の歎息限りなし、氏康悼雲昌庵主詩云、殁後秋風殘夢驚、忠長七月已相迎、雙星又有年々會、離恨明朝別樣情」又隣松和答の詩あり。

雲松寺寳翰（松平正綱狀）

貴札令披見候、仍雲松寺山之儀、卯年御地掟に、拙者ふみわけ、鳥山之郷へ付候と、百姓目上之由蒙仰、縄之刻、田地之境をうちたて申候、山林之儀、一圓さかいたて不申候、御寺之儀にかきらす、於小机筋山林之類、さかい立申事、一郷も有ましく候、恐々謹言、

極月五日　大金兵（花押）

鳥山（トリヤマ）　今小机村の大字とす、神太寺片倉の東北に隣る。〇新記云、鳥山は俗說に佐々木四郎左衛門尉高綱が、馬飼料として、當所を右大將賴朝より賜はりし時、一族鳥山左衛門と云ふものを目代として、此地に置しより起れる村名なりと、東鑑、曆仁二年、小机郷鳥山等の荒野に、水田開發すべき由、大夫尉泰綱に命せらるとあり、此泰綱は高綱が兄なる定綱が孫なれば故あるに似たり、三會（サンヱ）寺あり、慶長四年文書「多東郡小机庄鳥山村・三會寺領十石は、先規に任せ寄附せられしよしなのす、古義眞言宗にて、印融中興す、此僧は道德殊に聞えありて、世にも宗祖弘法大師の再來なりといひ傳へり、本朝高僧傳、「釋印融、武州久保縣人、淬礪業成、筆削著志、常愛關左密法之英、晩年東行、居武州鳥山三會寺、性好讀書、或赴外請、必駕小牛、鞍著文桌、行誦且吟、東關緇白、崇德歸風、永正十六年八月中旬、夜半取滅、壽八十五」、部筑郡觀護寺の傳に、印融は同郡久保村の産とす。

寺尾（テラヲ）（三會寺）　今子安村へ併せらる、鳥山の東にして、生麥の西に當る。鶴岡文書、文安四年、社領武州寺尾郷內、瀧澤村供僧給分云々。この地は昔正統庵てふ伽藍のありし地にて、寺尾と云ふもそれに因るか、八幡の小祀も存在す。寺尾村は房州里見氏の領地なりしことありて、今も村民九月九日は里見氏落城の日なりとて、十九日を以て佳節とせり、按に房州里見氏、此邊を領せし事聞えず、されど村內に里見入道の舊跡など云所あれば、永祿天正の戰爭の間、爰に渡海して、僅の地をきり取、番手の要害など搆へしこともありしにや、又按に、北條家役帳に、二百貫文、久良岐郡寺尾、諏訪三河守とあり、されど今久良岐郡に寺尾と稱する地名なし、且當村より分れし馬場村にこの人の城跡あれば、當村のことなるべし、又松蔭寺は向谷の內、三角山と云ふ所にあり、仙鶴山と號す、禪宗臨濟派、開闢の來由を尋ぬるに、建長寺三世傳[illegible]禪師退隱の後、幽棲の地として此に庵を結び、正統庵と號せり、今其時代に書きし境內の圖あり、裏に正統庵領、建武元年五月十二日とあり、此寺の尾に續きし村なれば、寺尾といひけん。〔新風土記〕

師岡郷（モロチカ）（師岡）　和名抄、久良郡諸岡郷、訓毛呂乎加。〇今旭村、生見尾村、大綱村などならん、旭村に師岡の大字存す。師岡は中世保號に呼び、神奈川の邊まで、其保內に呼ばれしことあり、小田原役帳に、小机領と云ふは、多くは師岡保內を指せり、鶴岡文書、永享四年、料所武州師岡保內、入江郷、御寄進云々、また嘉吉元年、師岡保柴關所云々と見ゆ、柴は芝生なるべきも、入江は詳ならず、神奈川灣にや。〇新記云、師岡村の熊野神社あり、關東隨一靈驗所、熊野三社權現と云へり、貞治三年五月記せる緣起あり、其文を閱るに、其說に至りては、甚いぶかしきことのみ多し。

駒岡（コマチカ）（末吉）　今師岡、末吉（スヱヨシ）などを併せ、旭村と改む、寺尾の北にて、鶴見川に緣れり、鶴見驛の西北に隣る。建武元年、松蔭寺古圖に、末吉領主、師岡給主、寺尾地頭などの分堺を記せり、末吉は永祿役帳にも見えたり、中古の名田號なるを知る。

大曾根（オホソネ）（綱島）　今太尾、綱島、樽などと合倂し、大綱村と改む。旭村と相接し、鶴見川の西岸に涉れり。此地は小机村の東隣にて、都筑郡の諸村とも交錯す、小田原役帳には、小机綱島（ツナシマ）と載せたり。

(島綱)

大曾根の古墳より、近年埴輪土偶を出せり、全躰長一尺七寸、並びに一尺九寸の者あり、其餘破碎も見えたり。〔人類學會雜誌〕小田原記に、品河綱島とつゞけたる地あり、古書に綱、綱、同訓の例多ければ、即此なるべし。○新記云、綱島八十騎、近藤五郎右衛門正次といへるもの、天正十八年御打入の時、當所にて采地三百石を賜ひ、十八騎の魁たらしむと、此こと土人の口碑にものこれり、享保の頃高麗雉子を當所に放されしことあり、村民をして其番を勤めしむ、此事他村になきことなれば暫くこれをあぐ。

小田原記云、北條氏康駿河へ加勢ありて、小田原に人衆すくなければ、信玄其陣をうかゞひ、今度小田原の衆の思ひよらざる方より、碓氷とうげを越て、武藏國江戸葛西にかゝり、人衆を二手に分て小田原へよする、一手は八王寺口より町田にかゝり、つく井瀧山を責る體にて道筋を追捕す、一手は江戸城を責る體にて、江戸品河、綱島あたりを焼て民屋を追捕す。(永祿十二年)

大豆戸（マメト） 今大綱村の大字と爲る、大曾根の西南なり。○新記云、土人の藏せる元和二年の記錄に、多摩郡小机保内大豆戸の鄕とあり、去れど多東郡は多摩郡の條に辨する如く、多摩川東の義なれば、元より誤れること辨をまたず、此のみに非ず、神奈川宿の妙仙寺及び慶雲寺へ賜ひし天正十九年の御朱印の文にも、田東郡とあり、此餘御入國初の頃の者には、郡をあやまれる事多し、永祿二年役帳には小机大豆津と記す。

鶴見（ツルミ） 今生麥及び東寺尾を併せ生見尾村と改む、舊稱の名稱とす、鶴見川西縁の村にして、東海道驛舍とす、神奈川へ四哩、川崎へ二哩。

新記云、鶴見は東海道の驛路にかゝる、東鑑、仁治二年十一月、將軍家爲武藏野開發御方違、渡御于秋田城介義景武州鶴見別莊、云々、將軍家は賴經公にて、此頃義景が別莊此地にありしと見ゆれど、今その古き跡も傳へず、又梅松論に、元弘三年五月、北條高時の弟、左近將監入道惠性を大將として、武藏國に發向せし時、下の道の大將は武藏守貞將（金澤氏）向ふ所に、下總國より千葉介貞胤、新田義貞に同心の義ありて責上る間、武藏の鶴見の邊に於て相戰けるが、是もうちまけて引退くと云へり、正平七年の文書あり、鶴見の宿といひて、すべて宿場なりしこと見るべし、又鶴岡八幡の文書に、社領鶴見鄕寺尾の名見ゆ、是によれば延文永和の頃、此村八幡の神領なりき。

生麥（ナマムギ） 今鶴見と稱す、鶴見と子安の間にて、鶴見川の河口右岸にあたる、文久二年八月、薩藩士の英人を斬りし地なり、近世史に生麥事件と云ふ是なり。

文久二年壬戌、八月廿一日、英國人力査遜、殞命于生麥村、同月之歎、々日、

昔遊血分此古墳、莪那遠進亦其漁、異邦遺骨分王客族、耳目新分鬥民權、護々生死磚知聞、萬國有史古名傳、我今借武勒貞碣、當其今矣千九秋、

明治十六年十二月　撰字　中村正直撰、

新記云、生麥は神奈川川崎二宿の間にあり、江戸日本橋より六里の行程なり、子安鄕に屬せり、當村昔は貫志村と書せしよし、村内養安寺の過去帳にあり、或は岸村とも書けり。

鶴見川（ツルミ） 二源あり、共に相摸原高座川の東邊に出でゝ、北なるを谷本（ヤモト）川と云ひ、南なるを恩田（オンダ）川と云ひ、川和（カハワ）（都田村）の邊に相會ひ、東に向ひ屈折し、更に南に向ひ、末吉、市田の間に於て、海へ注ぐ、長十里、此河口に附近、河流の北岸にあたり、末吉專と相對面す。

新記云、鶴見橋は林衡蓄が奉盟紀行に、都留見橋十六間とあり、此河水に二源あり、一は多摩郡橘本領十七ケ村の惡水落こみて、都筑郡谷本村地内を流れ來れり、是を谷本川と唱ふ、又多摩郡木曾村大神池より流出て、都筑郡恩田村の地内を流る、是を恩田川と唱へり、此兩流同郡佐江戸（川和）にて落合ひ、是より鶴見川と唱ふ、此佐江戸村より當村まで川路十里餘にして海に入れり、此川少の雨にても枝川落合て、忽溢水となれり、さればまゝ惡水たゝへて川へも落入らず、年々水腐の田地あり。

洲名鄕（スナ） 和名抄、久良郡洲名鄕、訓須奈。○今詳ならず、一書に川崎驛に砂子町あり、イサゴはスナゴに同しければ、砂子を昔は洲名と云ひけんと述ぶ。然らば川崎並びに田島、町田などにあたり、久良郡の東限は此地多摩川（六鄕川）まで及びしを知る。

川崎（カハサキ） 新宿、砂子、小土呂、久根崎、堀之内の五部より成る、今川崎町、人口六千、多摩川の南岸に居り、鐵道横濱へ八哩、東京（新橋）へ十哩。

弘長三年の古鐘銘に、河崎庄靈福寺と云ひ、建武三年勸修寺門跡當知行院宮の中にも、武藏國河崎庄を收めたり、今靈福寺と稱する寺院あり、もしくは勸修寺門跡の末葉にて、其傳を失へるにあらずや。（明治三年十一月、始めて神奈川川崎の間に、人力車を驅する者あり、翌年に至り稍車制を改善し、漸く諸所に行はる、其制車臺に椅子を着け、一人乃至三四人を乘せしむ、大小一樣ならず、四柱ありて行帛を張る幕の如し、力夫は前輓後推して之を行る、其速歩甚迅速ならず、輓は小者双輪、大者四輪なりき、其四輪車三四人を載せしむる者は、之を許さずして廢し、今の車制獨盛行することとなれり。）

新記云、川崎宗三寺、佐々木四郎高綱此邊を領せしとき、當寺を菩提寺と定め、砂子一村を寄附せしと云、謂ゆる雲谷寺ならん、今宗三寺曹洞派なり、（上總國望陀郡奈良崎村坂戸明神の社頭に、弘長三年に鑄たる古鐘

一日あり、其銘文を見るに、明らかに此河崎庄内勝福寺の鐘にして、檀越佐々木壹岐守泰綱が名を彫りたれば、當時其知行地ならむ、今土俗の傳にも佐々木氏の事を語り、其廟あり）此地は多摩川の涯にあり、東海道五十三驛の一なり、初め神奈川品川二宿の間、五里の行程を隔てしが、寛永四年命ありて、此に宿驛を立つ、砂子、小土呂、新宿、久根崎の四町に分てり、按ふに川崎の地名は、川崎郷と唱へしを、一宿とせしなるべし、文明十三年、太田道灌が平安紀行に、河崎と云ふ海近き宿にて、長光寺の日耀上人くたもの贈り玉ひぬ、馬むけんと立物するに、洲崎にかささぎ立りければ、

　朝ぼらけ霞うながす川崎に波と見る迄立てる白鷺、

川崎梨とて、近世川崎領よりおしなべて作り出す、其種類甚多し、鎮守山王社は社領二十石。

砂子（イサゴ）　川崎町の中央にあたる、彼の平安紀行に、川崎の次に「いさごとを云所にて、

　鳥居るいさごの里を來て見れば遙に通ふ沖津浦風」

宗三寺、延寶中の鐘銘に沙子につくる、又此寺なる縁起に、此地名の起りは、延曆年中木尊藥師出現の時、此邊すべて海濱にて、然るべき家もなかりしかば、砂子をかき寄て其上に安置せり、是より砂子村と號すといへり。

大師河原（ダイシガハラ）　今大師河原村と云ふ、川崎驛の東とす、猶東方一里餘の斥鹵ありて、即多摩川の河口、南岸の堆洲なり。近年川崎より大師并びに蒲田、大森等へ、電車鐵道を布きたり。

　海潤漁歌處々生、江長千里與天平、波間一望千帆影、
　半入春風蘆岸清、　驛　隆國

新記云、平間寺の縁起によれば、崇徳院の御宇、大治年中、かの村の漁人此浦にて大師の像を得たりと云ふ時は、其頃よりはや大師河原の名をとなへしも知るべからず、舊家太郎右衛門、近世墾田興産の功蹟多し、其先祖池上右衛門大夫宗仲は、鎌倉將軍の番匠なり、其子孫爰に移り住み、豪家の聞えあり、按するに、東鑑、承久三年宇治川合戰の條に、池上四郎頼信、又嘉禎四年、將軍頼經上洛のとき、隨兵の列に池上藤兵衛尉あり、是康光が事にて、太郎右衛門が太祖なるべし、又建長二年造閑院雜掌目錄の中には、左衛門尉康光とあり、系圖によるに、寶治年中左衛門尉に任すといへり、又建長六年六月、池上藤左衛門尉とあり、これも康光がことなるべし、康光が嫡男は則右衛門大夫宗仲なり、北條時宗執權の時、宗仲鎌倉御所に勤仕せり、其頃も相州三浦郡池上村に居住して、當國荏原郡池上村を領しけるが、後に其身も當國の池上に移り住し、十八代の間は今の池上本門寺地中大坊の境内に住せりと云ふ、元和年中更に此に轉居す、又云、池上氏、宗仲より十六代の間は、今の池上本門寺々中大坊の境内に住せり、右近幸種、多摩川の川下なる海濱に新田を墾闢すべきの企あり、其子太郎右衛門幸廣に至り、一家擧て大師河原へ移れり、其子太郎右衛門幸忠は文雅の志あり、又父祖の志をつぎて墾田のことに心を用ひ、一書を著して開墾のことを辨したり、享保年中官より白牛を預り奉れり、その子太郎左衛門幸豐も亦開墾の志あり、各所にそこばくの新田を墾す、この餘近郷へ甘蔗を植て製することを初めしも、亦幸豐が功に出たり、

　此人は寛政十年に歿せり、年八十一。

平間寺（ヘイケン）　俗に川崎大師堂と云ひ、東京の男女參詣おびただし、縁起あれど信け難し、蓋近世のはやり佛の一なり。

東海道圖會云、平間寺大師堂、別當を金成院と云へり、弘法大師像五寸、大治年中此浦に之を得たり、漁父の姓を平間氏とす、乃營宇して四民來拜、平間寺と號す。○新記云、川崎大師堂の大師は、木の坐像にして、長二尺二寸、平間村の稱名寺、古は眞言宗なりしが、僧知信の代に至り、改宗して親鸞の徒となり、持傳ふる所の大師の像は、多摩川へ流せしを、幸に漁人拾ひあげて、今の地へ草堂をたて、かのありしところの村名を取り平間寺と唱ふ、朱印高六石のみ。○了意名所記云、六郷の橋ながさ百廿間なり、河崎の入口左のかたへ一里ほどゆけば、大師河原の堂、其木像には牡蠣がらびたとり付て今にあり、寛永年中の事にや、江戸京橋に紀國屋作内とて、一文不通のもの酒をつくりて商買とす、大師河原にまいりて下向しけるに、六がうのはしの上にて、筆一對を拾ひてかへりしより、大師風の名號を俄にかきいだし、まづ石にほりつけ、大師河原にたてたりとぞ。

市場（イチバ）　今矢向、潮田等を併せ町田村と改む、川崎町の西にして、鶴見川の東岸とす。

潮田（ウシホダ）　今町田村の大字とす、川崎驛の南、鶴見の東、海濱に在り、永祿役帳に潮田之内地頭方など載す。

新篇常陸國志云、大井、品川、潮田の諸氏は武藏に起る、紀長谷雄の孫、大内記在昌が六代、攝津守守澄の三男を實直といふ、兵三武者と稱す、（この實直武藏に住しと見ゆ）六男あり、長は實重、武藏介となる、次は實春、大井兵三といふ、又二郎左衛門と稱す、大井氏の祖なり、次は清實、品川三郎と稱す、品川氏の祖なり、次は實高、潮田五郎左衛門と稱す、又は春日部と稱す、春日部氏の祖なり、次は實元、潮田五郎と稱す、潮田氏の祖なり、次は實能、堤六郎と稱す、堤氏の祖なり、實元の一流、建武の比、北畠中納言源顯家に從ふ。

小田（オダ）　今渡田、大島、中島等と合し田島村と改む、川崎驛の南、潮田の北にて、海濱に居る。小田の村名は、永祿役帳に見えたり。

丸子（マリコ）　舊庄名にして、多摩川の兩岸に渉る、今上丸子は中原村に屬し、中丸子は御幸村に屬し、下丸子は荏原郡矢口村に屬す、川崎の西北、稲毛領に至る間とす。東鑑、治承四年十一月十日、以武藏國丸子庄、賜葛西三

郎清重、今夜御止宿彼宅、清重令妻女備御膳、但不申其實、爲御宿搆、自他所招青女之由、言上、云々、此に彼宅とあるは下總國葛西郡の家なるべし）〇新編常陸國志云、後紀、延暦十六年の條に、陸奥國安積郡、富田郡、小田郡、遠田郡等、並に丸子部氏あり、和名抄を按ずるに、安積郡、宮城郡に丸子郷あり、これ丸子部を置きし地と見えたり、駿河の洲子宿、武藏の丸子保も、丸子部の地と知らる、相摸にも丸子河あり、丸子部又常陸久慈郡の著姓なり、萬葉集の防人の內に、常陸國久慈郡丸子部佐壯あり。〇文明十年、古河公方成氏、兩上杉子橘の北、扇谷の家老、太田道灌入道出馬して、豐島勘解由左衛門が平塚の要害へ押よせ攻ければ、其曉沒落して、敵猶丸子城、小机城に籠る云こと、鎌倉大草紙にみえたり、此丸子城は、當村にありし城なるべし、又文明十八年道興准后、丸子の里にてよめる歌あり「東路のまりこの里に行かゝりあしもやすめずいそぐ暮かな」と、其ありきし次は、江戶の方芝浦よりこゝに至り、それより駒林にかゝれり、駒林もこゝより近き邊にあれば、此丸子といへるもこの所なるべし。

平間（ヒラマ） 今中丸子、塚越、戶手、小向などと相合せ御幸（ミユキ）村と稱す。川崎驛の西北に連なり、多摩川の右岸とす。鎌倉圓覺寺文書、應安五年、入道仍海、故將軍の爲に、武州丸子保平間郷半分を寄進のこと見ゆ、又東鑑、建長八年六月の條に、奥大道路次地頭の中に「平間江地頭」と云ふがあり、此の事かと疑はるるも、奥州路は廣大なれば、別に徴證なければ定め得ず。

小向（コムカヒ） 今御幸村の大字とす、村家の邊に多く梅を植ゑたり、春至れば暗香疏影幽情かぎりなし、川崎驛を去る半里。御幸とは、前年至尊のかつて臨幸賞美ありしに由りて、命名したる也。

新記云、多摩郡鎌田村の百姓家に藏する、永祿元年文書に、小机之內、北向、大道寺一跡、二十貫八十文餘の事とあり、されば郡內及び都筑郡に小机庄ありて、北向と云ふ地名なし、よりて思ふに古は北向と號せしを、後に小の字に改めしにや、はた北の字の草書、小の字に似たれば、誤り書せしこともあるにや、

鹿島田（カシマダ） 今矢上（ヤガミ）、駒林、加瀬、小倉等を倂せ、日吉村と改む、日吉村の內とす。鶴岡文書、弘安九年、[illegible]鹿島田郷寄進のこと見ゆるは此地なり。

駒林（コマバヤシ）（矢上） 今日吉村の大字とす、天正十九年、德川家康東入部の頃に、其代官所へ呈進せりと思惟せらるる古書あり、文詞野鄙なれど、俗情を盡くしたり、

　駒林と云へる所に至りて、宿をかり侍るに、あさましげなる賤のふせやに、落葉時をせき侍るを、ちとはきなどし侍りける間、ただずみて思ひつゞけける、

　　いなかびぬ月日知られて冬をまたしく葉をおふる駒はつなしかな〔回國雜記〕

駒林村と申は、かま倉殷地代、屯田兵十郎な、自由な見付、村山に斗なく時、こちのみかり有て、代官殿より尋て、かまくらあけ申間、駒林之郷といゝ付られ、我等之先祖も、川田兵庫といへと申されたと申、其前わ川田の郷もいらたと申候、十二天者うらちゝの方より、大きな光り物、其年正月十二度、山にとんだせんて、郷の出ふしと相談て、十二天といわい、それより郷のを歩へなとたかみ、やまふしあにかん主になき、今侍質に屯と申候、かまくらへ出した自由、宮山にいたにより、今に郷で指扱事、へん附天者、ゑの島に參り、まいのはたけにとうを立ていわる、又近いころ次部が親の代にくれてやとゑ立たと申候、六代此かたの加氣物、火事にやき申候、我等之覺申、もう日小作

　天正十九年　　　　川田　兵庫

御なわ次代官様〔新風土記〕

木月（キツキ）（苅宿） 今苅宿、北加瀬などゝ合せて、住吉村と改む、或說に、苅宿（カリヤド）は中世矢口渡を海道の往來とせる頃の假驛ならんといへど、附會に近し、宿は谷（ヤツ、ヤド）の義ならん。

　永正六年東路土産云、江戶に歸りつきて館にて、

　　月や江によする波たゝむ朝氷、　宗長

　品川へとての間、旅宿の古梅軒一折のよし、有しかども、發句ばかりにて、

　　さきてかつ春をまちとれ梅の花、

　品川に兩日足を休め、きつきと云ふ里あり、諸西年人佐の宿所に一泊して、鎌倉近きあたり、云々。

加瀬（カセ）（加瀬山） 今南加瀬は日吉村へ、北加瀬は住吉村へ入る。〇新記云、小田原所領役帳に、石川源次郎知行六十貫文、加瀬郷、中尾越中守分とあり、加瀬山は、南北加瀬兩村の境にあり、高さ八九丈、東より北へ長く六町許、山上は平地にて、一町許、こゝより東南には神奈川、品川の海見えたり、眺望いとよろしき所なり、東方の山はづれを夢見ヶ崎と云ふ。

御宅郷（ミヤケ） 和名抄、橘樹郡御宅郷、訓美也介。〇今詳ならず、諸郷の位置より推究せば、御幸村、住吉村、日吉村などにあたり、橘樹郷の南、高田郷の東にて、久良郡洲名郷（川崎の北なるべし。此御宅は、安閑紀元年に見ゆる橘花屯倉（ミヤケ）にして、古代官家の在りし所とす。（住吉村の木月、日吉村の小倉など、官家と因緣ある地名とも謂ふべし）

橘樹郷（タチバナ） 和名抄、橘樹郡橘樹郷、訓多知波奈。〇今橘樹村、高津村、宮前（ミヤサキ）村等なるべし、中世より稻毛庄と稱せる地なり。〇新記云、橘郷今其地を知らず、子母口村に立花社あるを以て考ふるに、恐らくは子母口の邊をいふなるべし、

子母口（シボクチ） 今千年、新作、明津などを併せ、橘村と改む、川崎の西北二里、溝口の南一里。新記云、子母口村は溝口（ミゾノクチ）とも書けり、昔は岩松家の傳領地と見ゆ、文永三年本領所々注文の内に、武州溝口郷と（口論）あり、至德元年の文書に、武藏國稲毛新庄内、溝口郷事、云々、俗說、此村に立花の社あるを以て、郡の名起れりといへり、立花を以て唱ふれば古き宮なることは論なし、永德四年二月、神田二段を附せられし古文書あり。
岩松治部代國經申、武藏國稲毛新庄內、溝口郷事、任被仰下之旨、差遣使者、欲沙汰付下地於國經候之所、江戸蔵人入道希全、同信濃入道道貞、同四郎入道道儀等、率多勢構城郭、無是非及合戰候之間、不能打渡候、若此條僞申候者、八幡大菩薩、六所大明神御罰、於可罷蒙候、以此旨可有御披露候、恐惶謹言、至德元年七月、沙彌聖顯、進上御奉行所、

立花神社（タチハナ） 子母口に在り。○新記云、立花社、村の西に寄てあり、祭神は日本武尊、橘姫の二神なり、日本武尊は東帶にて劔を杖つき、御首に鉢卷をなしたまへる姿なり、長一尺三四寸、橘姫も裝束にて瓔珞の下りたる女冠をめされ、兩手に鏡をさゝげたまふ形なり、むかしは玉なりしを、今は鏡にかへしと云ふ、尤古き像にはあらざるべし、大戸（オホト）社、字宮原にあり、祭神は橘の神社の神體に同し、石劔二振あり、各三段に折れたり、之を合して一にせば、長さ四尺餘ならん、大戸社は立花社と共に、社藏の永德四年文書に載せられたり。子母口の岡上に、石器土器の貝殼と共に散布するを見る、又古墳横穴の遺跡、遠近諸所に在り。

新作（シンサク） 今橘村の大字とす。○新記云、新作村の間際根山の下に洞穴その數九あり、內は五六疊もしくはほどなり、其內に三階洞と唱ふるものあり、三つかさなりたる穴にて、廣さ各十疊をしくほどなり、此外二つゝきたるもあり、土俗に古へ穴居の時の跡なりと云ふ、又古塚四所あり、一は村の南字田畑の上にあり、此塚文化頃より前、農人誤て鍬を入しに、土崩れて塊開け、中より古陶器二つ、德利の如き形のものを出せり、其穴をのぞむに、上の方左右へ青石を建てたるさま、棺の形なり、土人その石の內、三枚を出して、今四間の橋とせり、一は村の南境にあり、辨天塚と呼ぶ、上に辨天の社ある故なり、塚の廻り廿八九間もあるべし、一は同塚の東の方にあり、今は七八坪許にて、わづかにその狀を遺せり、これも農耕の妨けなりとて、先年掘崩せしに、業鏡通寶の古錢あまた、及び矢の根三寸ばかりなるもの出たり、その數おびたゞしきことなりしと、又太刀四振、長刀二柄、鎧のさね、及び金具まはりの朽たるもの、冑の天辺の金物の如きもの出たり、乃これらをあつめ後にして埋みしと、又一は字田畑の上にあり、これも甲冑の朽しものなどありしと。

馬絹（マキヌ）（前宮） 今梶谷、野川、有馬などを合せて宮前（ミヤサキ）村と改む、馬絹に小名神戸あり、又宮前あり。按、神戸といふは古の郡家の遺唱にや、此邊は橘樹郡の橘樹郷と稱せらるれば、其由緣なしと云ふべからず。

有馬（アリマ） 今宮前村の大字とす。○新記云、小田原役帳に、有馬の地名に、小机と傍標す、隣村に馬絹あり、乘馬の緣ありて起りし地名なるも知べからず、靈山寺、村の中央にあり、境內に古碑あまたあれば、古くよりの葬地なりしにや、建武二年、建武四年、丁丑十二月十六日（建武四年とあれども、建武は三年にして延元と改元す）貞治四年六月、永享十三年、文明十六年十月等の銘あり、此餘斷碑あまたあれども、文字磨滅して見えず。

稲毛（イナゲ） 舊庄名にして、近世は領名に呼び、橘村、中原村、高津村などにあたれり。○稲毛とは稲置（イナギ）てふ古言の訛なるべし、和名抄、本郡別に縣守（アガタモリ）郷と云ふがあるに想ひ合すべし。
新記云、稲毛庄は舊號也、鎌倉殿頼朝の時、稲毛三郎重成と聞えし、在名を稱せしは、世に知る所なり、重成は當國七黨の內、小山田別當有重が子にして、其弟榛谷四郎重朝と同く、父の讓りを受て、此邊の地を分領せしと見ゆ、なほ榛谷庄の條と照らし見るべし、今稲毛領の內と號する村には、多く此庄に屬せり地なるべし、正平七年の下文に、稲毛庄の內坂土郷とあり、今の坂戸村是なり、又稲毛領宮內（ミヤウチ）村、春日社にかけたる應永十年の鰐口に、稲毛本庄と記せり、又至德元年の頃の文書には、稲毛新庄とあり、之によれば其頃は本庄新庄の別もありしと見ゆ、又小田原役帳にも、此庄に屬する地名、凡て十七村を載す、太平記に江戸遠江守堯寛、同下野守蕃登が領地、稲毛十二郷を闕所せしと見ゆ、又小田原記に、永祿十二年、武田信玄當國へ働のとき、稲毛十六郷を追捕すとあり、此郷と云ふも例の村の字にかへし郷なるべし。○地學雜志云、太田隆綱は丹波の人、文永三年、惟康親王に奉仕して、鎌倉に來る、同十年北條時宗相模國愛甲郡の內、三百餘町の地を與ふ、嘉元三年、北條貞時北條宗方を誅する時與つて功あり、貞時因て宗方の牧地五拾餘町を加賜す、道號道清と云、元弘元年五月、新田義貞鎌倉に入る、其裔貞綱赤橋守時に屬し、軍敗れ創を被て領地に逃れ、正平十六年、（北朝康安元年）足利基氏武藏國小机（コヅクエ）、稲毛（イナゲ）、廣澤（ヒロサハ）、志村（シムラ）、岩淵（イハブチ）、中野等の地を與ふ、道號道朝といふ、裔孫資長、持資に至り大に顯る。〔別本系圖〕

小高郷（コダカ） 和名抄、橘樹郡驛家郷。○延喜式、傳馬、橘樹郡五疋、小高驛馬十疋。○新記云、橘樹郡今小高といふ地なし、もしくは小田中は小高の訛りたるか、此地大抵都筑郡店屋驛と、荏原郡大井驛との中のほどに在り。

地理志料云、小高方驛、今有小田中村、分爲上下二村、蓋小高之譌、其地在都筑郡店屋、荏原郡大井二驛中間、與延喜式相符、因謂、肥前高來郡多久、豐後日高郡訓比多、今用日田字、高字古讀爲多、可以證小田中即小高之中村也、村南有中原道地、傳言古之官道也

小田中（コダナカ） 今、新城（シンジヤウ）、小杉、宮内及び上丸子を併せ中原と改む。丸子渡口の東にして、多摩川に沿へり、新城とは即ち稲毛新庄の遺稱とす、空華集に武陽新城雜興の詩あり。

（新城） 小田中は古の小高驛にやとも云へり、古驛路の次第を探るに、相摸國高座郡濱田驛より、都筑郡店屋驛に達す、店屋は今の鶴間の邊と擬定せらるれば、恩田、荏田を經て小田中に達し、此に多摩川を渡り、荏原郡大井驛へ向へりと考へらる。又江戸幕府の初めに、相州中原及び當郡小杉等に、將軍家の行營ありて、御殿と稱へらる、因て通路を修治し、中原（ナカハラ）道と唱ふ。近年中原の村名を建てしも、之に因るならんか、正しき由緒とは爲し難し。

（中原）

（小杉） 御殿跡（ゴテンヤ）は小杉村の中にあり、此御殿は昔將軍家此邊へ御鷹狩の頃、又は相州中原の御殿へ渡らせたまふ時、御中やどりの爲に、慶長の頃此所にかりの御殿出來しなり。その後寛永十七年、更に御造立あり、しかるに明暦元年に至り造營をわかちて、品川の東海寺に賜はり、寛文十二年に毀れる御殿など、江戸上野の弘文院へ賜はりしと〔新記〕

泉澤寺（センタクジ） 小田中に在り。〔新記〕云、泉澤寺は近世二十石の寺領をたまへり、淨土宗、初め延徳三年、多摩郡烏山の地に當寺を建立すと、按に當寺の文書に、天文十八年此寺を今の地に引移すと、舊地は多摩郡烏澤（カラスザハ）村なるべし、烏澤は烏山村と接地なれば、烏澤寺とも書したる文書ありて之を知る。

寶林山泉澤寺者、當家先祖、右京大夫頼高爲菩提所也、因に令再興、得時宜、品河大吉寺長老在吾上人、自江戸男衆等、有志興隆思立、上小田中寶塔へ可移立中間、任其意、仍當家中面侍、并同下人等に至、各隨分任分、雖爲何方助成分に、寺領同前[illegible]之士へ可渡者也、且は當時之菩薩、且は後世佛果之緣、又は子孫繁昌之可爲基之故、如斯其[illegible]、猿原常陸介同木工[illegible]、可有之候條、爲後證如件、

天文十八年己酉九月大吉日　左兵衛佐頼康

當家侍衞者八中

上小田中市場より、泉澤寺境際まで、寺門前、其内住居輩、於何事、諸役公事勸進以下、一向不可有之開、有寺奉越者、市場可令繁昌者也、仍後日之状如件、

天文十九年庚戌九月十六日　頼康（花押）

寶林山泉澤寺侍者中

宮内（ミヤウチ） 今中原村へ併せて其大字と爲す。〔新記〕云、宮内村は多摩川にそひ、春日社あり、[illegible]日を[illegible]む、第に一奉覺入、正藏立奉獻、[illegible]、春日[illegible]日、慶永十年[illegible]

上丸子（カミマルコ） 今中原村の大字とす、丸子の條を見るべし。〔新記〕云、後北條氏役帳に、[illegible]貫文、小机上丸子、千葉殿とあり、[illegible]内[illegible]、[illegible]、其文禄[illegible]甲子とあり、[illegible]、[illegible]、[illegible]、いにしへ[illegible]、[illegible]、[illegible]保ち、この[illegible]ことは、[illegible]の村民はいつからずと云へり、

上丸子郷四十二貫五百六十六文、此内三貫文、兩名主に永代[illegible]、残[illegible]九貫五百六十六文、可[illegible]、[illegible]出者也、仍如件、

丁亥八月十八日（虎印）　今岡興寺之

丸子郷名主百姓中

溝口（ミゾノクチ） 今二子、久地、坂戸、久本などを併せ、高津村と改む。大山街道の小驛站にして、多摩川の西岸に在り、荏田を經て、相模國の鶴間まで五里、東京青山まで三里、[illegible]里。

〔新記〕云、往古多摩川瀬ふさがる江流にして、堤防もなく、今の[illegible]田夢前まで、其頃は青水寺なりしなり、後に川瀬もかはり、砂場の地年を追て干陸となりしかば、おのづから人家も出來しならん、其後今の川崎用水も成り、僅なる溝にて多摩川の水分れ入り、川崎の方へ流る、當所は其溝の入口に當るを以て、溝の口の名ありと云ふ、されど昔は溝之口とも書きしなり、小田原北條役帳に載す、宗隆（ソウリウ）寺は此村にあり、寺背の山を藥師堂峙とよぶ、[illegible]住なり、昔は此寺天台宗なり、本立寺と號したり、明應五年、時の住持具林僧都、事に千眼天王より、日蓮上人に歸依すべしと告を蒙りければ、當所の地頭高階大和[illegible]門尉宗隆と謀合し、やがて池上本門寺第八世日調に謁して、[illegible]、或は云ふ、此寺[illegible]なり、其實は[illegible]、日調と[illegible]し、[illegible]して改宗せしなりと、又、古碑七基、六基は庭前にあり、一は「文和二年癸巳八月、[illegible]道仏」とあり、又一基は寺所にあり、貞治二年と[illegible]る、按に、當寺過去帳に、千眼天王とは、帝釋十名中の一の別稱にて、寺僧もまた釋提桓因主の事とあり、ここに記せる千眼天王は、[illegible]富士[illegible]日蓮宗に、[illegible]をとりて[illegible]を[illegible]るといへり、當寺淺間の本[illegible]にまで改宗[illegible]ゆゑに[illegible]。

（宗隆寺）

二子（フタコ） [illegible]高津村の大字とす、溝口に接したり。〔新記〕云、二子村は[illegible]地村[illegible]東南に[illegible]、[illegible]内東南の境に二つの塚[illegible]あり、是を二子塚と云ふ、江戸日本橋より行程五里許、多摩川、村の北の方を流る、石川にて川幅六十

閒餘、夏は船渡にて冬の間は橋を架せり、此船渡は古より當村の持なり。

坂戸（サカト）

今高津村の大字とす、古文書に正平七年二月の下文一美作左衛門太夫家奏、可令早領知、武藏國稻毛庄內、坂戸鄕事、云々し

武州橘花郡稻毛庄、坂戸鄕、木田見方之代官、德分定六貫文、內三貫文、當寺家江歸申候、誰人持申共、此一札□□成るべし、仍爲後日一札如件、

延德二年庚戌六月　山崎三郎左衛門尉重□（判）

豹院庵　光明寺　參、津久非、〔津久井文書〕

作延（サクノベ）

今高津村の大字とす。○新記云、小田原役帳に、稻毛長尾二十一貫文、太田氏知行、小机作延七十貫文の地を、增田某領せしよしを載たれば、古は小机にも隷せしと見ゆ、長尾村の天正六年禁制の文に、長尾村、作延鄕、平土橋村、三村と記したり。

菅生（スガフ）

今長尾、平村と相合せ向丘（ムカヒヲカ）と改む、溝口の西、登戸の南にして、都筑郡界に居る。

新記云、升形山は菅生村の東にあり、攀登ること凡二三町程にして、頂に至れば高平なり、飯室山は升形山の並びにあり、或は觀音山ともいふ、これはこの山下に廣福寺觀音堂ある故なり、此山下に棚田あり、其兩崖に十五六所の穴あり、土人是を長者の穴と云ひ、口は狹けれども內は廣し、こゝのみにあらず、すべて村內にて地を掘るとき、穴にほりあたること往々あり、是もかの穴居のあとゝいはんか、自餘の諸村にもかゝる穴ありとぞ、韋駄天社は廣福寺の前、高き丘の上にあり、村內の鎭守なり、加々美遠淸が考に、式內男衾郡稻乃賣神社は祭神稻田姬なり、當社も同神にて稻田姬を韋駄天とあやまれるなるべしと、此說は當所の小名に稻の目と云ふ所ある故に、此考あるなるべけれど、させる證跡あるにあらず、

（日稲）

田澤源太郎義章、世々豪富の聞えあり、大岡越前守忠相當局の頃に、義章に命して武藏野新田の地形をたゝさしむ、時に義章その地を點撿して新田の興廢得失を考へ記して、一卷としてさゝげたり、元文元年一品法親王に侍し奉し頃、日光山記、志賀記、及び歌仙考三卷を編集してさゝげ、「千町田の畔をゆづりて道ひろきをしへになびく賤かわかなへ」と申せしかば御感あり、かくて法親王內へまいり給ひし次てに、地下の歌よみのこと叡問ありしかば、かれこれ聞上げたまふうちに、かの早苗の歌のことにも及びたまひしとぞ、又小田原分限帳考、武藏野地名考等の述作あり、小名稻目（イナメ）は、菅生村の東にあり、土人の傳へに、古へ村內に稻目圖書と云ふ人ありしゆゑに、この地名おこれりと、隣郡多摩の內坂濱村高勝寺に、稻目尾張守と云ふ人の位牌あり、これも圖書が一族なるにや、鎌倉八幡宮の文書、文永三年武藏目代と宛所ある狀に、鶴岡八幡宮領、武藏國稻目神奈川兩鄕とあり、この頃は神奈川に對してかく云しをみれば、いと廣き地名なることしるべし、今はわつかの所をいへり。

長尾（ナガヲ）

今菅生に合せて、向丘村と改む。新記云、大簡穴谷、長尾にあり、內に石像を立つ、長一尺許、其さまは地藏に似たり、背に長尾村妙樂寺とあり、又「延德五年壬子、奉月待供養結衆一の斷碑あり、妙覺寺河內は長尾の南にあり、此邊を妙覺寺臺と云ひ、天台宗にて寶壽院と號す、東鑑、治承四年十一月の條に「武藏國長尾寺、幷求明寺等、長榮可致沙汰之旨」云云とあり、求明寺は久良岐郡弘明寺なり、長尾寺といへるは當寺の事なるにや、當國に長尾の地名は、此村を措さざるべからず。○向丘は武藏野の一名所とす、古人の所居は詳かならねど、假に此に係く。

むさしのゝ向の岡の草なれば根を尋ねてもあはれとぞおもふ、〔家集〕　小野　小町

（丘向）

縣守鄕（アガタモリ）

和名抄、橘樹郡縣守鄕、訓安加多毛利。○今詳ならず、諸鄕の位置より推せば、登戸の邊にて、向丘、稻田（イナダ）、生田（イクタ）などにあたるごとし、南多摩郡界の地也。

登戸（ノボリト）

今菅村、宿河原等とを併せ、稻田村と改む、溝口の西北一里半、中世小澤鄕の內ならん。○新記云、登戸村は郡北に方り、鄕庄名なし、河涯の村なれば洪水の患あり、村內善立寺に藏する天正十七年の緣起に、永和の頃は既に此村名ありしことをしるせど、それも據とすべからざれば定かならず、遙の後永祿の頃、小田原家人所領役帳に「多波川北、駒井登戸、太田新六郎知行」とあり、按に駒井は多磨郡駒井村にて、登戸は則この村なるべし、この頃は二村共に多磨川の北にありとみゆ、今正しく當村は川の南にあり、多磨川の流はもとより變遷多く、古今しばしば水路をたがへり、こは洪水のなりから水勢勵しければ、それが爲に水路を遷して、こゝもかく南北に分れしならん。

宿河原（シユクガハラ）

今登戸に合せ、稻田村の大字とす。○新記云、宿河原村は多磨の南の涯にて、二子の渡より二十町許西にあり、北條家人所領役帳に、十二貫五百文は江戸の內駒井宿河原、太田新六郎康資が寄子飯島某が給地の由を載たり、そのかみ駒井は地の續きにて、當所も北多磨川の北に在りしか、川瀨の變遷は世の常なり。

中野島（ナカノシマ）

今登戸に合せて、稻田村の大字とす。○新記云、多磨郡中野島村を滿藏島ともよべり、地勢島中の如くなればならん、もと多東郡布田の內、國領宿の枝鄕、空閑の地なり、文祿三年の水帳には、多東郡布田鄕とあり、慶長元年琴闘の文書を藏せり、その文に布田國領の內、滿藏島の山野望にまかせ三年の間諸役あるまじき事、云云、この頃より新田となりしと見ゆ。

菅村（スゲムラ）

今登戸へ併せ、稻田と改む、南多摩郡界に居り、稻

堰村矢野口、坂濱に連なる。〇新記云、菅村の仙谷に壽福寺あり、眞言宗開山法慶は弘安元年寂す、法慶以前は天台宗なりしと云へり、古寺なること知るべし、寺寶大般若六百卷、唐櫃に藏む、治承三年の頃より書寫し始めて、其後世々書きつぎしが、闕失ありしを板本を以て補へり、それも永和年中修行のものなり。又云、小澤城址は菅村の西方に當る山なり、此處を小澤峰と呼ぶ、享祿天文の頃、上杉北條の此原野に戰へる頃の要害に構へしならん。

小澤（ヲザハ） 舊郷名にて、稻田、向丘、生田及び南多摩郡稻城村などに渉れるなるべし、西北は河水を隔てて府中を望む。〇東鑑云、元久二年、綾小路姬君、被參尼御臺所御亭、武藏國小澤郷、稻毛入道遺領、可被知行之由、被仰、云々。〇新記云、小澤郷の名は今橘樹郡の北界に殘る、金程（カナホド）、細山、菅の三村及び多摩郡坂濱村に跨る、此邊の村々は柿の木土性に適するを以て、所々に植ゑ置き、秋に至れば其實を江戶へ送りて、產業の資とせり、小澤原古戰場は今其所を傳へざれど、此小澤郷の內、多摩川邊へ寄たる地なるべし、小田原記等の書を閱するに、享祿三年の夏、上杉修理太夫朝興、河越より五百騎にて武州府中へ出陣す、北條氏綱之を聞き、子新九郎氏康、其頃はまた十六歲なりしを差向け、上杉の陣へ押寄ける、所は武藏府中玉川の端、小澤原と云ふ所なり、兩軍鋒先を交へ、終日盛に戰ひしが、夜に入れば上杉散々に敗北して退ける、氏康は初陣に敵を走らして、物始よしと悅び、鬨をあげて馬を入られし、云々。

（金程）（小澤原）

生田（イクタ） 今生田村と云ひ、高石、細山、金程などを併す。飯室山の邊に、長者穴以下、古代墓穴四十餘所あり。〔人類學會雜志〕新記云、細山（ホソヤマ）、香林寺觀音堂に古碑あり、一は永仁三年十二月十九日とあり、其餘三基も境內に在り、延命院の經塚は、古塚相對して二あり、何れも周圍十三間餘、高六尺餘、上に古松一株を植ゑたり、塚上より望めば都筑郡の山々、及び秩父の武甲、多摩の御嶽、其他の諸峯一眸の中に在り、眺望絕佳也。

（細山）

二箇領用水（ニカリヤウ） 稻毛、川崎二領の用水にして、多摩郡大丸（オホマル）村にて多摩川を堰入れ、菅村に入り、登戶、溝口、小田中等を經て、下游は數派と爲り、廣く灌漑す。〇近年（明治七年）登戶の中野島より更に多摩川の一派を穿ちて、二箇領用水に加へ、鹿島田の邊より、溝渠上水として別渠を爲さしめ、暗溝を造り鶴見川に横はりし田野の間を貫通して、神奈川驛に至れり。而も流通意の如くならざりしを以て、明治二十年、暗溝廢せられ、上水は別に相模川に源泉を仰ぐことと爲れり。

都築郡

都築郡（ツヅキ） 橘樹郡の西に隣り、其地域頗る錯雜し、堺線は山川の自然と相吻合せず。今面積八方里、十二村に分ち、人口三萬五千、川和（都田（ツダ）村）に治す。本郡は其西北に攀援する南多摩郡小山田、町田の邊四村を、本郡の下に係く。

都築は舊都筑に作る、萬葉集、天平勝寶七歲、武藏國都筑郡、上丁服部於田云々、また續後紀、承和五年二月、武藏國都筑郡角山神社云々と始見し、和名抄都筑郡豆々岐と注し、七鄕に分つ。古今の郡域を比較するに、橘樹郡高田鄕、久良郡星川鄕は後世本郡に歸し、而も小山田、町田の邊は本郡の舊地なるが、多摩郡へ移りしに似たり。古今著聞集に「武藏國の住人つゞきの平太經家は、高名の馬乘馬飼なりけり、平家の郎等なりければ、鎌倉右大將召捕らせたまふ」云々、東鑑にも文治元年の條に、都筑平太、建長二年の條に、都筑右衛門など出でたり。源平盛衰記には「武藏の綴（ツヾキ）黨の大將、綴太郎」云々と錄す、綴即都筑に同し。抑此郡には名高き立野牧と云ふがありて、平太經家の如き馬術の人も出しならんが、後世其牧場の傳說さへ定かにつたへず。〇都筑郡は古代の東海驛路の經由せる所にして、店屋驛あり、其山野は北は多摩の橫山に連なり、西は相摸野に對し、其間に高座川の一水流れて、武相の堺を限れり、行旅寂寞の景情も想ひやらるるが、其店屋（マチヤ）も早く驛號を失ひ、今分明ならずと雖、町屋原の名存す。〇新風土記云、都筑原は當國詠歌の名所なれど、今其地はさして知るべからず、昔は限りもなき曠原なりと見えしかど、後土地も開けて、今は原と云ふべきもなければ、自ら此名目を失せるなり、已に僧顯昭が歌に「武藏野の草のゆかりに聞わびぬ都筑の原の雪の夕暮」とも詠じ出せり、又都筑岡と云ふも今村民その所を傳へざれど、すべて多磨郡につゞきたる地なれば、小山かさなりて連綿たる岡なり、されば其處をさしては詳しかたけれど、廣く呼びなせし者なるべし、夫木集藤原光俊が歌に「いかにせんつゝきの岡の葛の葉のうらみて後は又もかへらず」とあるも、郡中の地名を詠せし者ならんか。

（綴）（都筑原）

高田鄕（タカダ） 和名抄、橘樹郡高田鄕、訓多加太。〇今都筑郡の管內と爲る、子母口（橘樹郡橘村）の西南に隣り、新羽、吉田と相合せ新田（ニッタ）村と改む。文安六年、醍醐三寶院門跡領目錄に、鎌倉法華堂領武藏國高田鄕と云ふは此歟、豐島郡にも高田村あれば、いづれと分ち難し、應永六年の目錄にも收めらる。〇新風土記云、和名抄によるに、橘樹郡に高田鄕あり、當村は橘樹郡の接地なれは、古名を失はざるならん、荏原郡等々

力村弘治二年の文書に、高田分二十貫皆納とあるも、當村の事ならん、高田天神社より西の方に天神の原あり、此所桃井播磨守某が舘迹なりと云傳ふ、此餘村東駒林境にあかつと唱ふる處あり、之も播磨守が坪の内にて、假山などありし所なりと、播磨守とは太平記に載せたる桃井播磨守直常がことなるにや、直常は延元の頃南朝に事へし人なれば、此邊に住せしと云ふも、よしある事に似たり。

新羽（ニッパ）　今高田と併せ、新田村と改む、高田の南西一里、鶴見川の北岸とす。（神奈川の北一里半、川和の東一里半）鶴岡文書、正應三年、新羽郷地頭、大見肥後三郎實村、道跡爭論のこと見えたり。又文明十八年の頃、道興准后、駒林村より新羽を經て、帷子（カタビラ）宿の方へ巡行せる由、回國雜記に載せらる。○文化十一年、新羽村民家の背後の崖崩れ、洞穴顯出し、中より金鐶、水晶、玉類、土器など出でたり、古墳也。〔新風土記〕

山田（ヤマダ）（中川）　今勝川、大棚、茅ヶ崎など合せ、中川（ナカガハ）村と改む。新羽、高田の西北に隣り、石川村より來る早淵川之を貫き、吉田に至り、鶴見川へ入る、中川とは即この溪名ならん、長三里。

茅崎（チガサキ）（杉山神社）　今中川村の大字とす、杉山（スギヤマ）神社あり。○新記云、小田原役帳に茅ヶ崎五十貫文、坐間某が知行とあり、今の名主が家に、坐間彌三郎が名をのせし文書を藏せり、又杉山神社、天正四年の棟札に、領主深澤備後守とあれば、この人もここを領せしことしるべし、杉山神社、見捨地二畝歩、村の西北の隅にあり、神名帳に載たるは、郡中吉田村に坐す杉山社これなりと、されど當社の方證跡多きに似たれば、恐らくは當社こそ昔の式社なるべけれ、神體は銅の鏡のかたちしたるものにて、中へ不動の像を鑄つけたるなり、圓徑三寸三分、ふるき棟札二枚存せり、その一は面に「甲午、奉造立杉山大明神砌、天文三年九月十六日」としるし、裏面の文字は磨滅してよむべからず、たゞ「以悅衆生、故長澤新左衛門尉源六、大工直近、丹六郎、太郎四郎」などの數字、わつかによむべし。

荏田（エダ）（早淵川）　今石川と合せ、山内（ヤマノウチ）村と改む、山田の北西にして、大山街道之に係り、溝口へ二里、鶴間（相摸の境川）へ三里、川和の北にあたる。荏田の溪流を早淵（ハヤフチ）川といひ、鶴見川へ入る、其源は即石川なり。新記云、小田原役帳に、荏田七十七貫とあり、八幡社、村の西、字小黑谷にあり、社殿の下に石を二つ三つおけり、その下に酒瓶のごときもの、徑六七寸、その内に矢の根を盛る、劔社、村の中央字榎木谷にあり、劔明神と號し、當所の惣鎭守なり、社傳あれど奇怪の說なり、村内に古墳古碑多し。

石川（イシカハ）　荏田の北なり、此は石川牧の遺名にあらずや、延喜式（左馬寮）武藏國石川牧十疋と載す。（南多摩郡にも同名の地のこる、不審）永祿役帳、小机石川郷、八十四貫文、また圓覺寺、康曆二年文書に、「都筑郡石川郷、大井三郎知行」云々とあるは、正しく此とす。

立野郷（タチノ）　和名抄、都筑郡立野郷、訓多知乃。○今詳ならず、諸郷の位置より推せば、新治（ニヒハル）村、都田（ツタ）村などにや、新治に本郷てふ大字あるは、立野の根元なりしにあらずや。新羽の西にして、小机村に堺する邊なれば、中世には小机領内なりしと思はる。○立野は又古牧場の一なり、延喜式、左馬寮武藏國五十疋の内、立野牧二十疋と注せられ、殊に大牧たりしを知る、拾芥抄にも、武藏五牧の一所、立野とあげたり。

兼輔朝臣、武藏の貢馬むかへにまかり立日、にはかにさゝることありて、かはりに同しつかさ少將にて、迎へにまかりて、逢坂より隨身を返して、いひ送り侍りける、

秋霧の立野の駒をひく人はこゝろに乘りて君ぞこひしき〔後撰〕　藤原　忠房

地理志料云、大同類聚方、多遲奴藥、都筑郡人立野春人所傳、鎌倉大草紙、足利成氏、軍于立野原、撿國郡全圖、小山田、木曾間、載立野村、村名今亡、推其地勢、稱山崎金井二村、四神地名錄、爲多摩郡柴崎村、新編風土記、爲橘樹郡駒林村、恐誤。

川和（カハワ）（佐江戸）（河輪）　今池邊（イケベ）、佐江戸（サエド）など合せ、都田村と改む、神奈川の西北二里半、鶴見川の上游にあたり、幽僻の地なれど、一郡の中央なれば郡衙をおかる。新記云、川和村はむかし江戸二代將軍夫人、崇源院殿の御化粧料なりしが、逝去のとき名主年寄を初として、總百姓等皆々薙髮し、御棺を昇きまゐらす、村民限りなく世にありがたく思ひ、子孫にも其事を傳へて、今に一ヶ月三回、休業して之を頌すと云へり、村の中央を宿と云ひ、毎月六次の市をたつ、妙蓮寺に貞治康永等の銘ある古碑あり。○按に、國史に當國河輪（カハワ）神と云ふは、此地なるべし、今も飯岡明神とてわづかなる小祠ありて、一村の鎭守とす、それにあらずや。三代實錄「貞觀十七年二月、武藏國正六位上、河輪神、稻聚神、授從五位下」と。又太平記、貞和元年、新田義治京都夜打の條に、與黨武藏國住人河勾（カハワ）の新左衛門高遠が、壬生地藏堂に靈驗を被ることを載す。○川和東方村、天正十二年甲申文書に、小机川勾之百姓、云々、又丙戌のものには、小机河輪郷百姓、云々、永祿役帳には小机の内、川和二十貫文と載せたり。

榎下（エノシタ）（猿山）（小机）　今木郷、猿山（サルヤマ）、鴨居、中山などを併せ新治（ニヒハル）村と改稱す、川和の南にして、八朔に接す。小田原役帳に、三郎景虎が知行、百五十六貫文、小机荏下とある地にて、當時小机の領内に數へしを知る。木郷、鴨居、猿山も同景虎知行と見たえり。木郷は即小机本郷の義歟、橘樹郡の

小机村の西に接す
鶴岡大伴氏文書曰、武藏國小机保、出戸村内、紀五郎同八郎等跡事、爲新寄料、所所宛行也者、守先例、可致沙汰狀如件、永德二年七月、由城寺殿、此書〕按するに出戸今其地を詳にせず、暫く小机の下に係く

星川鄉(ホシカハ)

和名抄、久良郡星川鄉、訓保之加波(ホシカハ)〔今都筑郡へ入り、西谷村、二俣川村、都岡村等と爲る〕西谷に星川の大字のこる、久良郡郡家鄉の北に接し、帷子川の峽谷なり、鶴見川と全く水系を異にして、其南方に在り。星川村、永祿役帳に見ゆ

二俣川(フタマタカハ)

今二俣川村と云ふ〔新記云、二俣川村とは二條の小川ありて、村の東の方にて合し、一條となる所又なす、古は御厨稱榛谷庄に屬す、本宿とは村の東南の方なり、この地のつゞきなる隣村を今宿と云ふ、恐らくはこの本宿は、昔の驛場などにて、今宿ももとは二又川の内なりしか、榛ヶ谷とは村の中央より南のかたへかけての小名なり、按に、今當郡及び橘樹郡へかけて、榛ヶ谷と云ふ庄名あり、この當所の字名により起りし唱なるべし、二俣川の古戰場は、鶴が嶺で道ないへり。〕○藻鹽草に、武藏國、二俣川を收め、現存六帖に、賤の女がおあへまからげの麻衣二股川にさぞ浸るらん

元久二年六月廿二日、畠山次郎重忠參上の由、風聞の間、路次に誅すべきの由、其沙汰あり、軍兵等進發、大手大將軍相州(北條義時)なり、關戶大將軍式部丞(北條時房)也、前後の軍兵雲霞の如く、山に列なり野に滿ち、午尅に武藏國二俣河に着し、重忠に相逢ふ、重忠去十九日、小衾郡菅谷館を出て、今此の澤に着したる也、重忠に相從ふ輩は、二男小次郎重秀、郎從本田次郎近常、榛澤六郎成清已下、百卅四騎、鶴峯の麓に陣す、重忠子重保今日鎌倉にて誅せらるゝの上、軍兵又襲ひ来るの由を、此所に於て之を聞く、近常成清等云ふ、聞く如んば、討手幾千万騎なるを知らず、吾衆更に件の威勢に敵し難し、早く本所に退き歸り、討手を相待ちて、合戰を遂ぐべしと云々、重忠云ふ、其儀然るべからず、家を忘れ親を忘るゝは將軍の本意なり、隨て重保誅せらるゝの後、復本所を顧ふ能はず、去ぬる正治の頃、景時一宮館を辭し、途中に出て誅に伏す、暫時の命を惜むに似たり、且又兼て陰謀の企あるに似たり、賢察に恥づべく、尤も後車の誡を存すべしと云々、申尅に及び、愛甲三郎季隆の發せる箭、重忠に中る、年四十二、爾後重秀、并郎從等自殺の間、靜謐に屬す〔東鑑〕○按に、二俣川は相の大路にあらず、南も畠山の一黨、稻毛、小澤、榛谷の諸氏、此地方に占居しければ、重忠も途を此に取りしごとし、二俣川は即榛谷庄内也、榛谷は橘樹郡保土谷驛の條下に詳にす

今井(イマヰ)

今二俣川村の大字とす〔新記云、今井村は小田原衆人役帳に、小机の内今井としるし、地藏堂、見捨地七畝、地藏は木の立像にして、長三尺四寸許なり、胎中に寶德二年と刻す、かつて胎中をさぐり見しに、天正十三年彩色を潤色せしときの古書を得て、いよ〳〵其古像なることを知りしとなり〕

川井(カハヰ)

今白根、今宿を併せ都岡(ツヲカ)村と云ふ、二俣川村の北なるが、昔は川井も總名二俣川の内にあらずや、帷子川の源は此間に發す〔川井は小驛站にして、保土谷、神奈川より西北、八王子街に赴く通路にあたる、保土谷より二里半、町田まで三里、鶴間まで一里、川和へ一里半〕

針圻鄉(ハリサク)

和名抄、都筑郡針圻鄉、訓調佐々、高山寺本、針筞〔今田奈村、中里村等なるべし、後世八朔(ハツサク)に改作し、中里の大字にのこれり、川和の西に當る、永祿役帳已に小机八朔と記したれば、小机領内の一村名となりし也、村岡氏云、按、圻、高山寺本作所誤、集韻、拆耻格切裂也、又作拆、針、和名波利、此注云訓、從促音也、如幡多訓發太、攝津訓發都、可例、又按、針榛也拆谷也、

杉山神社(スギヤマ)

延喜式、都筑郡の官社なり、一本杉に作る、續後紀、承和五年二月、此神靈驗あるを以て、初めて官幣に預り、同十五年五月、從五位下を授けらる、今八朔村に在り、六宮杉山大明神と號す〔神道集、松屋外集、神祇志料〕此社何神と云ふを知らず、郡村諸所に分祠す、鎌倉大草紙にも此神祠の名見ゆ。茅崎(チガサキ)にも同神を祭り、新編風土記には茅崎ぞ式内の古祠ならんと述べたり。

恩田(オンダ)

今長津田、奈良と相合せ田奈村と改む、此村の正中二年萬年寺の古鐘は、後世隣地相州瀨谷村妙光寺につたふ、彼寺の條を見るべし、恩田川は鶴見川の一源なり

長津田(ナガツダ)

今奈良、恩田へ併す、大山街道の小驛なり、新編風土記に、長津田の人馬繼次を爲す六箇村を、長津田カスミと稱すと述ぶるは、カスミは組村の義に同し、荏田へ二里、境川 鶴間へ一里

奈良(ナラ)

今恩田と併せ、田奈村と改む、小田原役帳に、三十七貫文、小机奈良閑上とあれば、小机筋の所管たりき閑上の東光院は、天正十九年の水帳にのせ、寺領十五石の朱印高ありし由、新風土記に載す

谷本(ヤモト)

今八朔、青砥、成合、市ヶ尾、鴨志田などを合同し、更に中里村と稱す、川和の西北に隣れり。谷本川は村内を貫流す、即鶴見川の源とす、源は小山田庄に出づるを以て、小山田川とも呼ぶ
成合の民家の東の丘腹に、岩窟ありて其中より陶器三枚、水晶の六角に磨り穴あけたる者一枚出づ、又人面の畫したる陶器一枚を、別地に掘出せり、共に葬具ならんかと、其模圖新風土記に見えたり〔新記云、青砥(アヲト)村は正保の頃のものに、青戸に作り、小田原家人役帳にも、

(蜂鶴)　(鶴八)　(張青)

小机寺尾内に谷川とあれば、其頃はかく書きしなり、古へ此地に寺院を置門作せしにより、此村名ありと、土人は傳へり

市郷（イチガウ）　今中里村の大字にして、市ヶ尾に作る。○新記云、市ヶ尾村は昔は市郷とも書しとみえて、北條役帳に小机市郷、四十八貫文、上原出羽守とあり、其子孫今名主の役をつとむ、先祖より持傳ふる文書にも、市郷とあり、上原が菩所、朝光寺に、古碑十五基あれど、延德四年、應永二十九など、僅に明なり。

麻生（アサフ）　今柿生（カキオ）村と改む、谷本の北にして、南多摩郡に橘樹郡界に接す、川和の北三里

雄長寺文書云、禁制、保寧寺、右於寺領、武藏國都筑郡麻生郷内、門外堀内、軍勢以下甲乙人等、不可致亂入狼藉、若令違犯者、可處罪科之状、如件、正平七年正月八日、尊氏、

（王禪寺）

新記云、麻生王禪（ワウゼン）寺は星宿山花藏院と號し、近郷の大寺なり、古は久良岐郡金澤稱名寺の末にして、戒律眞言の三宗を兼學せしと云ふ、今は密教のみを奉ぜり、開闢の由來は詳ならず、小田原北條役帳に、麻生王禪寺領、五十貫文とあり、是永祿の頃なり、寛永十九年、寺領三十石の御朱印を賜れり、土人の傳へに、何時の頃か當山を關東の高野山と號せしとぞ、此寺の邊の峯に柿の木を數多植う、味甘美江戸にて、禪寺丸と稱するものは、此所の産なり

高幡郷（タカハタ）　和名抄、都筑郡高幡郷、訓多加波多。○今詳ならず、一説、南多摩郡の高幡を以て之にあつれど、餘りに懸隔し、かしこまで都筑郡域とはおもはれず、もしくは麻生などにやとも疑はるるも、いまだ證據を得ず、

幡屋郷（ハタノヤ）　和名抄、都筑郡幡屋郷、訓波多乃也。○今詳ならず、高幡と相對したる名なれば、畠の谷の意にや、其地は鶴川村などにやとも疑はる。

餘戸郷（アマリベ）　和名抄、都筑郡餘戸郷。○今詳ならず、原書都筑郡の首に此郷名を擧げたり、疑ふべし、錯簡して順次を失ふにあらずや、又文字に魯魚の誤ある歟。其地は固より擬定し難しと雖、山田、荏田、石川の邊にも古郷名を缺く、猶考ふべし。一書に「餘戸は郷名にはあらず、令式に據るに、一郷五十戸の限に出て、しかも別に一郷を建るには、亦戸數足らざるとき、其剩餘を別區として餘戸と云ふ、按に當郡の餘戸は、今の久良岐接界の所ならん、久良岐郡の方より次第する時は、郡首に在るべきなり」云々、必しも久良岐と云はず、多摩郡なるも知るべからず、

店屋郷（マチヤ）　和名抄、都筑郡店屋郷、驛家郷。○延喜式、武藏國驛馬、店屋十疋、都筑郡傳馬五疋。○店屋の訓は、和名抄、庄家を俗云町此類也とあるに據り、マチヤと判知せらる。其舊地は明白を缺けりと雖、形勢を以て大概を推すに、相模高座郡界なる町田の邊とす。相模國濱田驛より、當國店屋、小高等を經て下總國に向ふ路程なれば也。凡町田と云ふ、其語意店屋に通ずる所あり、又町田の南鶴間には、町屋原あり、

新編風土記に、當國の古驛路を論する者は、謬戾、從ふべからず。其説、古の官道は、相模國高座郡鹽田驛家（今田名村の小名に鹽田あり）より當國に入り、都筑郡店屋驛家（今星川村の小名に店屋あり）に達し、橘樹郡縣守驛家に至り、又荏原郡櫻田驛家を歷て國府に達し、又櫻田に返り、豐島郡の驛家を經て、下總國葛飾郡の驛家に達す、延喜の頃には、相州鹽田驛より都筑郡店屋に至る、橘樹郡小高、荏原郡大井を經て府に達し、立返て豐島驛に至りしと見ゆ」云々。今按、相模高座郡の驛家は鹽田に非ず、濱田なり、光仁紀に、東海驛と云ふに同しかるべし。されば濱田より店屋に至りし也、其武藏府に向ふ者は、濱田にて分岐せし歟、又店屋せしかは詳ならざるも、東海道の大驛路は、濱田、店屋、小高、大井、豐島と次第したるや疑惑を容れず。（再考、武藏府への入路は、濱田にあらずして、店屋にて二分したりとする方、猶勝れること、相州濱田、夷參の條に述べし者、刪正を要す）○店屋、詞林、按當讀云麻知夜、高山寺本、亦不載之、屋宅部、店家、四聲字苑云、店坐賣物舍也、俗云町、撮壤集、類聚名義抄同、狩谷氏曰、說文無店字、疑古以坫字爲之、蓋鋪陳貨物之棚閣、似反爵之坫、故謂之坫、後从广、以別之、町、田踐處也、邦俗轉謂商賈所居之處、爲町也。〔地理志料〕

新記又云、店屋は今いつれの地と云ふことを知らず、橘樹郡小机の邊、三枚橋にテンヤと唱ふる所あり、又神奈川の青木町にもテンヤと云ふ小名ありそこか、又云、往古の官道は相摸國高座郡鹽田の驛家より、當國都筑郡店屋の驛家に至る、今星川村の小名に店屋あり、それより橘樹郡縣守の驛家に達する、云々。○郡鄉考云、店屋はマチヤにや、今大棚村あり。この大棚は、今中川村の管内に入る。○國郡考云、店屋はマチヤと訓むべし、相摸濱田驛より此に達す、今多摩郡鶴間村に町屋の名あり、其前後の驛路里程をかふるに、店屋は必鶴間の町屋に當れり。

鶴間（ツルマ）　今南多摩郡の管内にして、金森、成瀬等と合せ南（ミナミ）村と改む。長津田の西にして、境川（高座川）の東岸とす、對岸にも相州に屬する鶴間村あり、南は相州瀬谷（セヤ）村なり。鶴間の町屋（マチヤ）てふ字をば、古の店屋驛の遺稱たるべきよし、其説前に見ゆ。此地は相州厚木河原口の東北三里、當麻（古の濱川驛にや）の東二里半、大山街道と八王子程土谷道此にて交叉す。蓋古の驛家は即鶴間村にして、

(町屋原)

中世其名を改めて、店屋の稱遂に亡び、今は其村外の郊野に、町屋原の名を遺すならん、此原は北方原町田に連接し、武藏府と鎌倉府との通路にも係れり。

成瀬 今南村へ入る、鶴間の東北、恩田川の水源に當る、○新記云、多摩郡木曾郷成瀬村は、小川、金森、鶴間とともに、小田原役帳には小山田庄の成瀬と記せり、東は都筑郡恩田、奈良の二村にして、南は郡中小川村及び都筑郡長津田村なり、西は郡中高ヶ坂、金森に隣り、北は本町田村及び都筑郡奈良村に接せり

高坂 今南村の大字とす、成瀬の西、原町田の東也○新記云、室町將軍家より、京都鹿王院領に寄附せられし、應永十八年、永享七年文書あり、その文には武藏國赤塚郷、同國高坂郷と記せり、永祿の比は小山彌三郎が知行のよし、役帳にのせたり○北条部にも高坂の村里名ありき、

町田 今南多摩郡の管内にて、町田村と云ふ、鶴間町屋原の北にして、恩田川此地に發す、西は直に境川に接す、神奈川へ六里、八王子へ六里○小田原記に「永祿十二年、甲州武田勢、瀧山より武州へ入り、人衆を二手に分けて、小田原へ寄す、一手は八王子口より町田にかかり、つく井、瀧山を責るにて、道筋を追捕す」とあるは此にあたれり、今原町田を小驛站とす、本町田は其北に在り

(原町田)

新記云、本町田村は、もと原町田村を通して一村にて、小田原役帳には、小山田庄町田にかけり、癸卯の年檢地のよしのせたるは、當所の事なるべし、江戸日本橋より十里の行程なり、本町田は只本郷と云ふ、原に杼をつらね、この所にて毎月七の日に、市をなして近郷の人頗るつどへり、故に僻地の村落なれど、宿驛などの如く見ゆ、昔は御屋敷とも呼ぶ、何人の舊蹟と傳へず、近年その地を穿ちしとき矢の根を得たり、原町田はもと曠原の地ゆゑ皆陸田なり、農隙には男は薪を伐り、黒皮炭を燒く、女は養蠶して木綿を織る、これらの物を毎月二の日ごとに、村内にて市をなし、近郷の人々輻湊して賣買せり

井出澤 梅松論、建武二年七月廿二日、左馬頭殿、藥師堂谷の御所に於いて、兵部卿親王を失ひ奉る、御痛はしき申もなかなかおろかなり、武藏の井の出澤において、相模二郎と戰ひ暮しけるに、御方の勢多く討れし間、鎌倉へ引退き給ふ、云々○歴史地理雜誌云、出澤合戰は建武二年七月二十二日、北條二郎時行が信州より兵を起して鎌倉へ攻入りし時の事にして、武州女影原、小手指原、府中、關戸の各所に足利勢を破る、是利直義出て之を出澤に拒く、梅松論に「井の出澤」に作れど、金剛院本太平記に「出の澤」に作り、後世其地を知らず、今本町田に出之澤の小名あり、提灯塚、鎮守森の遺ないふ、地も兵馬の驅馳に可なり、蓋此を古戰場とす○按に、本町田は原町田の北半里、其間に一面の平夷なり、本町田の村落は溪中に在りて、此溪は即恩田川鶴見川の支源の本源とす、宴曲抄善光寺に「霞關の道を馳立て、駒打揚げて、着つつ干飯たうべし古へも、かかりし井手の澤邊かとよ」とあるも、行路の次第、此に吻合す

(出澤)

小野路 今南多摩郡の管内に入り、三輪、大藏、野津田、眞光寺、金井等と合せ、鶴川村と改む、鶴見川の源なる谷本川の上游に當る。即町田の北方に丘陵を隔てて、麻生の西に隣接す　中世鎌倉府より、武藏府への道路に、町田より小野路に出て、關戸に達す、若關戸は多摩郡小野郷にして、其地に入るの門戸なれば、此に小野路の名を生じたるなり○新記云、古書に、永德二年、禪達法門寄進状白、小山田保眞光寺と云々、今は眞光寺村あり、往昔は小山田保なることを知らる、また小野路村小野明神の古鐘を、戰國の時、相州三浦郡に持往きて、郡間村清寶寺に今現存せり、銘に「小山田保小野路村、小野大明神鳴鐘也」云々と刻めり、又小野路は永祿の小田原役帳に、小山田庄の内小野地とあり、横山といへる謠曲にも、横山十郎治直が領分、小野路七百町と云ふこと見えたり、此謠曲は寛正五年たゞす河原勸進能の番組にもいりたり、今相州矢倉澤より上州への往還かゝり、しかも當所はその馬次にて、木曾町へも一里四町、府中へも二里四町へだてたり、されば正保の比までも小野路町と唱へしかど、もとより脇道にして旅人もさまで通らで、土地もにぎはへざればにや、自然町もおとろへ、元祿の比ははや今の如く村とよべり、

金井 今鶴川村の大字とす、小野路の東南にして、野津田、大藏と接し、小山田川の溪谷中に在り　一書に、觀應三年閏二月廿日の金井原合戰を、此地の事とすれど、形狀を揣摩すれば、府中なる人見山、金井原に會戰ありしと判知せられ、此にはあらず

野津田 今鶴川村の大字とす、小野路の東南に隣接す　村民所藏文書の中に、野島郷と云ひ、永祿天正の頃の北條家の文書あり

就御訴訟申上、當年貢諸公事、一廻御赦免畢、前々從郷に在百姓、何方に有之共、悉召返、野島之郷に住僧、田地打開、可致耕作旨、被仰出者也、仍如件、

七月五日　藤田、設樂奉

野島之郷、本地田、川に崩、當年水不上之間、新墾可墾致之旨、得御意候、只役返、過分之山地可荒候、如何候、小分之年貢、日引候儀者不苦候、先新墾可為墾旨、被仰出候、如件、丑三月廿日　一雲　奉

木曾 今南多摩の管内にして、相原、小山田、山崎等と合せ、忠生村と改む　金井、小野路の西にして、州

界境川（此名師門物語にも出づ）に至る、原町田の西北一里半。○新記云、木曾村は寛文五年鑄造、村内矢部八幡宮鐘銘によれば、鎌倉將軍宗の比、木曾氏の人々此に來り住せるにより起りし地名なりと、小田原役帳によれば、小山田庄の內なり、相州矢倉澤海道の宿場にて、古は木曾町と號せしが、今は往來する者もいと少し。（武藏府中より、厚木、矢倉澤へ通する徑路にあたる）

黃梅院雜掌申、當院領、武藏國小山田保山崎鄕內、保部、石河鄕半分、六所宮造營□□事、御沙汰落居候畢、可被閣催促候由也、仍執達如件、應永十一年六月、壟谷備前入道殿、

圖師（ヅシ）　今忠生村の大字とす、木曾の北にして、小山田川の水源なる谷地（ヤト）にあたる。新風土記に、村名は承久の頃、白山祠別當大藏院が、造營の時、其祠堂を圖畫したるに據りて、圖師法印と稱し、其法印の所領を圖師領と呼びたり、云々。今按ふに、圖師、公文、算師、田所等は庄園の給人、寄人の名目にて、中世には、普通なる語言とす、必しも法印の自畫を要せず。圖師の小名に半澤（ハンサハ）あり、新記云、半澤は圖師村の北の方なり）回國雜記に、相州大住郡日向寺より、愛甲郡熊野堂を經て、半澤、霞關に至れることを載す。

（半澤）

半澤といへる所に宿りて、發句、

水行けば澤邊をわくや薄氷、（回國雜記）

小山田（ヲヤマダ）　今木曾と併せ、忠生村と改む、舊庄名にて、廣く近隣を籠めしが、近世は柚木領と稱することゝなり、庄名もいつとなく亡びたりと、小山田氏は武藏七黨の西黨の門族歟。

新記云、小山田の關の事は、古より歌にも讀たれば、その名世に聞えし所なり、又承久の比、小山田別當有重こゝに居住して、この邊を領し、その子孫に小山田太郎高家あり太平記に載す、是等當所に住し、地の名を以て稱號す、小田原役帳に、小山田庄四ヶ村と記し、また此邊の村名十六所を記して、小山田彌三郎が所領たることを載たり、左れば後迄連綿と此地を領せしにや、大泉寺は寺領八石の御朱印を賜へり、相傳ふ、當寺境內は小山田別當有重が居住のあとなり、開山の僧を無極と云ひ、永享二年寂す。

小山田關址（ヲヤマダ）　これは武相の州界なれば、往昔關を置かれしならんが、其始末明白ならず、關趾今傳へねど、村名のこれば、大略の位置を知るべし。相州當麻驛より北二里にあたり、此より北二里半にして關戸、分倍河原に至り、武藏府に達せり、されば關戸と云ふが、即小山田關の故跡なるべし。關戸は南多摩郡へ出す）新記云、小山田の關は古歌によまれて普く唱ふれど、時世久遠なれば、今は小山田庄の內に關跡と覺しき所も知れず、夫木集に、あふをを苗代水にまかせてぞこさんこさじは小山田の關」とあり、東鑑に曰、建曆三年十月、置武藏國新關、云々、此時置かれたる關は今の關戸なりと土人いへど、それも其證蹟知れず、又道興准后の回國雜記には、其所の關を霞の關とて吟咏あり、左れど彼の名高き霞ヶ關は是なるべしなど云へる人あるをもて、かくはよみしなるべし。○宴曲抄の善光寺修行の篇中、小山田の里に來にけらし、過ぎこし方を隔つれば、霞の關と今ぞ知る云々、とあるに參考し、關戸を古の霞關址と確認す。

（多米）

多摩郡

多摩郡（タマ、タバ）　玉川（多磨にも作る）の中游、上游の地方にして、今三郡に分つ。西多摩は甲州に堺する山間に居り、北多摩、南多摩は其中游にあたり、河水を以て相分つと雖、共に武藏野原の南偏の地方とす。郡の偏東の數村は東多摩と稱せしが、今南豐島郡と相併せ、豐多摩と改む。

多摩は武州南偏の大郡にして、南は都築原、相模野に連なり、北は入間郡に至り、玉川之を貫くを以て、取りて郡名に立てられしなり。安閑天皇紀に「元年、武藏國造笠原直使主、爲國家奉置橫渟、橘花、多氷、倉樔四處屯倉」とある橘花は、後の橘樹郡にあたり、倉樔は倉樹の誤なるべく、多氷は多米（タメ）（もしくは多木）の誤にて、米、摩は一聲の轉なり、米字を氷に誤りしならん。桓武紀、延曆七年、武藏宿禰弟總、多米連福雄、並授外從五位下、以貢獻也と云ふは、多米即當國の在名を氏號に負へるにて、武藏宿禰と共に擧げられしは、其多摩に同きを知るべし。姓氏錄に多米連あり、三河國に多米鄕あれど、此なる多麻の多米と相渉る所なかるべし。萬葉集に多麻河泊と見え、延喜式、多麻、多磨并用す、仁明紀には多磨郡とも、多摩郡とも載す。和名抄、多磨郡十鄕に分ち、（高山寺本に、六鄕さへなきは、脫簡に出づ）太婆と注す、今も丹波（タンバ）川、丹波山の稱謂なれば、共に古言に出てしを悟るべし。其郡域は多く隣郡と出入し、古今沿革あるを知るも、詳に辨し難し。勢多の一鄕の荏原郡へ轉したる、獨明白なり。○國郡沿革考云、多摩は古來多麻、又多磨に作りしが、天保國圖に多摩に定め、今仍之に因る、中古二郡に分ち、多東、多西と云ふ、其境界を推すに、大略大河に因りて其東西を分ちたり、天正の末、德川氏東遷の後に至り、復古して一郡と爲す、明治十三年、東西南北の四郡に割かる。

（多磨郡）

多磨野（タマノ）　謂ゆる武藏野の原の一部を、多磨郡にてしか云へる歟、東鑑、仁治二年、箕輪太郎師政、募去承久三年勳功賞、拜領武藏國多磨野荒野、云々、歌名所に、玉の橫野など云ふもあれど、明徵なければ之を缺く。○類字名

所外集云、散木集「取緊け玉田横野のはなれこまつつじが岡にあせひ花さく」とあるは、玉の横山と同地歟、萬葉には玉横山とよめる句の中に、山野ともいへり、田の字心得難けれど、俊頼朝臣はおしてよまるゝにさる事も多し。○武藏志料云、安閑紀横渟(ヨコヌ)は横野にて、玉の横山の邊ならん、歌枕名寄、新拾遺等に玉之横野の歌あり。

(多西郡)

南多摩郡(ミナミタマ)

玉川の南方にして、八王子左右の地を云ふ、今面積十七方里、人口九萬、一町十九村に分つ(本篇、地勢に相して、東南隅なる鶴間、町田、小山田等の四村を都筑郡へ移したり)

南多摩の稱は、明治十三年に始まり、八王子に治む　中世には多西(タサイ)郡の域内とす、古碑銘、古文書等に徴すべし。近世は由井領、日野領、柚木領の區劃ありて、其下に庄郷の系屬を立て、諸村を統べたり、小澤郷、關戸郷は府中領に屬し、小宮領に屬せる村落も混せり

いつの頃よりか、郡を二つに分ち、多東多西と唱ふるも、入間郡、埼玉郡の東西を分ち唱へしも、同じことならん、治承壽永の頃には、只西郡の名まさしきものに見ゆ、又寶治の頃へ西郡と出たれば、多西、多東もともに治承などより上に唱へ初しなるべし、既に葛西郡の名も東鑑に見えたり、又東西を分ちし方位をさだかに知り難し、多くは多摩川を以て分ちしなどいへり、僧仙覺が文永六年にしるせしものに「葛西、葛東は太井川をもて堺とせり」とも見ゆれば、多摩川をもて分ちしと云ふは、さもありなんか〔新風土記〕

矢野口(ヤノクチ)

今東長沼、大丸、坂濱などを併せ、稲城(イナギ)村と改む、舊小澤の郷内にして、橘樹郡菅村に接し、南多摩郡の東端とす、北に多摩河の流れを帶び、府中へ一里、八王子へ四里

新風土記云、矢野口村は古へ谷野口とも、又は谷の口ともかき、或は古澤村とも、砂田村とも呼びしと、土人の口碑に傳へしに、昔多摩川の流、村の中を横ぎり、人家山間に住せる故、谷の口村と號せりと、東南は皆橘樹郡にさかひたり。〔武藏多磨名勝圖會云、矢野口は古名砂田ともいへり「觀應二年閏二月十七日、尊氏將軍谷の口(ヤクチ)御陣、同十九日入見原合戰」と記し、今按、此文は實據を擧げずと雖、高麗文書に出でたる也、本篇高麗氏の條に援きたり「十九日自谷口御陣、馬藥師寺入道、同廿日、於人見原合戰」と云ひ、神奈川を經由したり　又太平記、新田左兵衛佐義興、延文年中に、潜に上野國に居りしが、畠山國清の謀計にて、幕中の士竹澤、江戸等をして、義興を欺かしめ、矢口の渡に至る、遂に船中にて横死すといふは此地なり、荏原郡にも矢口村あれど、彼所は義興主從の、骸の流れて附たる、埋葬したる地なり、云々。

(谷口)

穴澤天神社(アナサハ)

矢野口の城山の中腹に在り、今天滿宮と稱すれど、式内穴澤天神社ならん。○多磨名勝圖會云、穴澤天神は社地九十間、七十間、除地自田二段餘、別當威光寺、眞言宗

按するに、東鑑、治承四年十一月、元暦二年四月の條に、武藏國威光寺、弘明寺、長尾寺等は源家の祈禱所たりし由見ゆ　弘明は久良郡、長尾は橘樹郡に在りしを知らるれど、威光寺は詳ならず。或は豐島郡雜司谷法明寺を威光山と稱するとて、援引すれど、信け難し。此穴澤威光寺こそ、古刹の後世に衰へて、僅に其名を傳ふるならん。

神祇志料に、穴澤天神、今平尾に在りと云ふも、平尾には杉山社あるのみ。平尾は矢野口の南西一里、今稲城村へ入る。

長沼(ナガヌマ)

近年東長沼と云ひ、由井の西長沼に分つ、又矢野口、大丸など相併せ稲城(イナギ)村の號を立つ　蓋稲毛領とも稱したればならん、東鑑、元久二年の條に、武藏國稲毛入道遺領、小澤郷云々とあり、橘樹郡稲毛の條を參考すべし。

(稲城)

新記云、長沼村の鎭守を青沼明神と云ひ、大沼とも呼びき、神名帳に載たる青渭神社はもしくは當社ならんかと思はるれど、三田領澤井村にも青渭神社と稱する社あり、かの社傳もたしかならざれば、いさゝかこゝにも記しおくのみ

坂濱(サカハマ)

今稲城村の大字とす、名勝圖會云、坂澤村に小名鐙野ありて、中に鐙塚、高七八尺、相つたふ、此里に昔高麗人住みて、鐙を作れり、之を武藏鐙と名つけしと、高勝寺は岩船山大智院と稱し、眞言宗、地藏堂もありて羅佛と説けり、又百村(モムラ)に妙見寺あり、岡の上にて江山の眺望優し。

三澤川(ミサハ)

黒川村、今都筑郡柿生村へ合す　に發し、東北流し、坂濱、百村(モムラ)を經て長沼に至り、(此までにて凡一里半)轉して更に東南に向ひ、矢野口、菅村(橘樹郡)に至り、稲毛川崎領用水の源と爲る、此川本來長沼の邊にて玉川へ合せしを、後世修造して、百村より東南へ導きたるならん、百村用水の名あり。

(百村)

黒川(クロカハ)

今都筑郡柿生へ合せ、柿生村の大字とす。○新記云、小田原役帳には、小山田庄黒川、二十八貫文、小山田彌三郎と稱せり、產物黒川炭、村民農業の暇には、毎年九月より燒始て、三月を限とせり、他村にても黒皮炭と唱へて燒き、多摩郡にもあり、當村其もとなるべし。

黄梅院所藏文書曰、奉寄圓覺寺、黄梅院、武藏國小山田庄、黒河郷半分事、右任御仁々局申請寄附之狀、依仰執達如件、

寶安五年五月十一日　(畠山國清)(花押)

大丸(オホマル)

今稲城村の大字とす、矢野、長沼との西にして、府中驛と河水を隔て、正南半里に在り。河崖の連

峠を一之山、乃至四之山と唱へ、東西に羅列して、水南を屏障す。

神祇志料云、延喜式、多摩郡大麻止乃豆乃天神社、今大丸村圓照寺山にありて、丸宮大明神といふ、蓋是也。○書記通證に、大麻止乃豆の豆は、風土記に智に作り「三代實錄に謂ゆる、天香山太麻等野知神なり」と云ひ、万葉集なる、

武藏野に卜部兆燒きまさてにも告らぬ君が名占に出にけり

の詠を引けり、信否知れず。新風土記に、大麻止乃豆乃社は御嶽山に在りと云ふも、大丸圓照寺山の方、却て多少の憑依あることとし、御嶽山の式內社は信を取り難し。

小野郷

和名抄、多磨郡小野郷、訓乎乃。○今多摩村、由木村、稻城村等の地なるべし。小野路の名は、多摩村關戸の南なる小山田の邊に存し、都築郡へ出すゝ相模國より武藏府に往來する道程にあたる、新風土記、並に武藏志料に、府中を小野郷と云ふは、小野社と云ふが府中にも在るに據る。然れども小野路の地名、關戸の南に現存し、そこに小野社あり、又關戸の西なる一宮小野社は、式內の古祠と思はるれば、小野郷を河北に求むべからず。拾芥抄に、武藏小野御馬とあるは、小野の西に接して、由比の古牧あり、そこの馬を云へる歟。又横山黨の祖は、小野を家號とすれば、彼黨にも干係せるにや。

關戸

今蓮光寺、一宮、乞田、落合、貝取などを合せ、多摩村と改む。多摩川を北に帶び、府中へ一里、小野路へ一里半。

關戸とは古の小山田關、又は霞の關と稱したる柵址にして、武藏府の南方の防所たり、都筑郡へ出せる小山田關址の條を見るべし。東鑑、元久二年、畠山重忠誅伐の條に、大手將軍相州義時、關戸將軍武部丞時房とあるを引き、關戸を關戸の誤なりと解く者あり、然れども大手とあるに對する語は、必定搦手にして、正副表裡の比に出づ、關戸の文義明白ならねど、地名にはあらず。○新記云、關戸の名の起りし所以を尋ぬるに、是地は古へ相模國より往還の地にて、關をすゑ置し所なるに依りて、かく唱へしと云ふ、按に、曾我報恩謝德物語に「曾我十郎、同五郎、建久四年四月下旬、鎌倉を出て、化粧坂を打越、柄澤、飯田を過ぎ、武藏國關戸の宿につく、此所は朱雀院の御時、將門將軍、關戸を立られしかに、俵藤太秀郷が、霞ケ關と名つけて、打破し昔のこと思出て」云云とあり、是に依れば、天慶の頃に起りしものなるにや、此邊には將門の舊蹟の殘りし所まゝあれば、こゝに關を立しこともありしなるべし、されど霞が關とは附會にや、將軍執權次第に「元弘三年五月十四日、將監入道泰家、爲大將軍、向武藏國關戸合戰」、この外太平記等、諸書に物せし地名なれば、その古くよりきこえし地なることは論なし、當時鎌倉への街道とす、此邊岡の下なる地は、古へすべて玉川の流にして、天正の頃新宿をたてしことあれば、古宿はとくに廢して、新宿其後に建ちしか、古墳、村の東の方延命寺の前に在り、周廻一丈許にして、塚上に檜の大樹一本を栽ゑたり、按に、太平記、分倍河原合戰の條に、横溝五郎を、相模四郎左近太夫入道慧性にさしそへて、十萬餘騎を下されしと見ゆ、其等の古跡にや、今樹下に元亨四年二月日と鐫りたる、青石の斷碑一基を建たれど、この碑は後に他所より持ち來りたるものなるべし、有山屋敷跡、字有山に在り、有山源右衛門の居宅の蹟にて、今は畑となれり、相傳ふ、此源右衛門は天文の頃より村長にして、宿驛の事などを司りしが、其子新右衛門が代に至り、故ありて家絶えたりと、天文天正の頃に、小田原北條家より、源右衛門に與へし、文書あり、今村の名主源左衛門是を藏せり、「關戸宿中、商人道者、問屋之事、從今日申付候、天文二十四年、乙卯正月」云々、又甲子（永祿七年なるべし）の掟書に「傳馬の事、一日に三疋と定む、御出馬の砌は十疋これを立つべし、市は三九の日たるべし」ともみえたり、又乙酉（天正十三年なるべし）の書狀にも、關戸郷、中河原の內正戒塚に、有山源右衛門が新宿を立つること見ゆ、此中河原と云は今村名となりて玉川の對岸にそひたる地なり、永祿役帳に「松田左馬介、武州關戸內、五十貫文、又布施善三、武州關戸柚木、五貫文」の地を領すとも載たり、小名天守臺は村の西へよりてあり、上り三町許の山なり、山上に老松二株あり、眺望近郷に類ひなし、地形をもて考ふるに、ものみの櫓など置きたらばよき要害なるべし、後世櫓の大なるものを天守と云ふゆゑ、天守臺とよぶなるべし。

小山田關址

都筑郡小山田の條へも重出せしむ。○新記云、小山田關跡は、關戸村にあるか、今土人に尋ぬるに、小名本村の邊、もしその地にやといへり、山丘の中間わづかに開けて平衍の處なり、今も相模國への往來ありて、其道の筋は、小野路村にかゝりて、古き街道なりと云へば、いかさま關ありて然るべき處とみえたり、現に當村古文書の內に、關戸宿とかきしもの多し、其中に戌（天正十四年丙戌）掟書に、關錢五貫文は有山源右衛門に申付るとあり、又子（永祿七年甲子）掟書にも、關錢の儀前々の如しとしるしたれば、上古のことはしばらく置きて、中世こゝに關ありしこと明にしらる、又東鑑、建曆三年十月の條に、宗監物考尙を武藏國新關を實檢として遣はすとあれば、當所のことは新關にして、古歌にみえたる小山田關は、自ら他所なるも知るべからざれと、同書元久二年六月條に、關戸の大將軍武部丞持房、和田左衛門尉義盛云云ともありて、既に建曆以前、關戸の名昭著たれば、當所の新關にあらざること必せり、又道興

（霞関址）

准后の記されし回國雜記に「名に聞し霞の關を越て、これかれ歌よみ連歌などいひすて、
　吾妻路の霞の關に年越せば我も都にたちや歸らん、都にと急く我をはよも留じ霞の關も春を待つらん、
此關を越過きて、戀が窪、國分寺村といへる所にて」とあるを證として、古歌に霞が關と讀たるは、此關の異稱なるべしともいへど、日本總風土記に、武藏國荏原郡、東は霞ヶ關に限るとしるせし時は、霞關の當郡ならさること論なかるべし
宗祇名所方角抄云、霞關は西に高岡あり、東向の所なれば、富士見えず、西より川流れたり。一に西なる川流れたり」
今按、霞關の始末、及び其位置は多く古書に所見なし、然れども曾我物語、方角抄、回國雜記に參考すれば、關戸の地なりとするを得ん、彼總國風土記の如きは、固より言ふに足らず、新拾遺集に「いたづらに名をのみとめて吾妻路の霞の關も春ぞくれぬる」とあるを併見とすれど、古代の一關なるべし　回國雜記に、相模日向寺、旗野堂より、半澤を經て、霞關、戀窪と次第す、半澤は今小山田の圖師の小名に遺る、從ひて霞關の關戸村なること疑なし。又御門物語に「武藏國霞の關に御着有て、其夜は宿にて夜を明し、天も漸明ければ、涙ながらに起出でて、ぶばいがはらに着給」ぶばい即分倍也　又セキトの名義は、和名抄「關、日本紀私記云、關門、世岐度」とあるにて著く、而も小山田宿の關名も古史に見えざるは、重要の守關ならざりしに由るは勿論なるが、軍防令義解に「境界之上、臨時置關、應守固者、並置關兵士、分番上下」とあれば、王朝の比に臨時構置のものが、其名を地方にのみ傳へて、諸和歌集、御門物語、宴曲抄等の興詠に入りしなり

貝取（カヒトリ）　新記云、貝取村、相州道あり、村の東字瓜生をへて、小野路に達す、此道の左右に塚あり、府中宿より二里にあたれる一里塚なり、大橋川の水上は落合村より出て、又村内の山谷より出る小流ありて、是も大橋川に合し、關戸に至り大栗川に合す

吉富（ヨシトミ）　其郷名なり、古文書並びに鶴岡文書（建暦元年、社領武州多摩郡、吉富郷、及關戸）と表す、吉富八幡は百草に存せり。○新記云、東鑑、治承五年、武藏國多摩郡の内、吉富并一宮蓮光寺等を以て、小山田小三郎重成が所領の内に注加すと、云々、吉富は今も此邊の庄名にのこれり、一宮は村名に存して近き邊に在り、然ればこの蓮光（レンクワウ）寺はこの地名たる事必せり、おもふに當時已に廢せしならん、今關戸の東を蓮光寺村と云ふ

（蓮光寺）

一宮（イチノミヤ）　今多摩村の大字とす、關戸の西北に隣り、百草と接す。小野神社あり、延喜式内の古社なるが、古地を離して是に置くと云へり、享和年中に、小野の古祠たる山を考定せて碑をたてたり
新記云、小野明神の社地は、元玉川の河原なれば、是へ移し祀りしは、後世のこととこそおもはるれ、近郷百草村は、古にさびたる地にして、彼處なる寺院松蓮寺に藏する、建久四年の銘を刻せし鐘銘を見るに、一宮別當松蓮寺と記せり、東鑑にも已に一宮の地名を載すれば、舊き邑なり、同寺社領十五石

柚木（ユギ）　今由木村と云ふ、元は柚木領と稱し、關戸、小山田の邊までを包めたり、關戸の西南なる波狀原野をなす、八王子の東二里許。
新記云、柚木の永林寺、境内三萬三千餘坪、殿ヶ谷戸と稱する地内、東の方なる山にそひてあり、今寺中道隆院心月閣と號す、禪宗曹洞派開山の智長純、開基は大石氏、瀧山の城主、源左衛門定久が叔父なり、天文七年境内の界域を定め、やがて伽藍を造營す、天正の末東照宮此地御經騎のとき、御馬を止めさせたまひ、いかなる寺院ぞと申上しかば、名におへる永き林なりと御褒賞ありて、やがて寺領十石の朱印を賜へり、榜示をたて、金峯山一山不入古大法幢地、天正十九年十一月日の數字を三面に記せり。

（由木）

大塚（オホツカ）　今由木村の大字とす、新記云、大塚とは八幡社内に古塚あるが故に起りし村名なり、神明社、土俗に神明森と號す、神體は石にて、狀雷槌などの如くにして丸し、長さ一尺ばかり、二つあり、大塚村に隣れる和田村にも、元祿の比までには、塚の數四五十もありしが、年を逐ひて陸田をおこし、今はわづかに十四五のこれり、いづれも塚のわたり三間許。

別所（ベッショ）　今由木村の大字とす　新記云、凡佛堂の地をば別所と號す、これを以て諸國別所と云ふ地名をたづぬるに、多くは然り、當村も蓮生（レンシャウ）寺に古き藥師堂あり、故にこの村名起りしなり。○東鑑云、壽永元年四月、圓淨房、依召、自武藏國參上、是爲左典廐護持僧、武衛御胎内之昔、加持御帶者也、前年治逆亂以後、出洛陽來、武藏國草創一寺、號蓮生寺、占住所、云々、仍且感往年之功、且被優當時懇祈、以田五町桑田五町、限永來際、寄附彼寺、云々。

（蓮生寺）

遣水（ヤリミヅ）　今由木村の大字とす、八王子驛の東南二里。○新記云、遣水を或は鑓水ともかく、この村山間にて谷々多く、大栗川の源なり、村内にては無名の川なり、三里ほど下流に至りて堰あり、それより稻毛用水に引く、水かさまさりたる時は、堰をはらへば多摩河に入るなり、子神社、小名子の神谷にあり、神體は白き石にて、長さ五寸幅三寸厚さ五分

大栗川（オホクリ）　由木村遣水境の邊に出て、東北流す。○新記云、大庫裏（オホクリ）川は由木領の中央を東流し、由木川と呼び、凡一里半許流て、艮の方へ折て、和田と關戸との邊に至て、大庫裏川の名あり、往昔此邊に眞慈悲寺

と云ふ古刹あり、其大庫裏の邊を流れしゆゑ、斯く號するといひ傳ふ、是より東流し、關戸村の下にて、玉川に落入る、水源より三里許、一に大栗に作る。

相原(アヒハラ) 今小山と併せ、堺村と改む、由木小山田の西にして、相州堺なる川倉川にのぞめり。川の南に同名の相原、小山ありて、此地は八王子より相州溝當厰に至る路頭とす。

新記云、小山村は武藏の國界にあり、境川を限り、川の向ひは相州高座郡小山村なり、正明院、彌陀は銅の立像、長二尺ばかり、背後に銘あり、よみがたし「願は彌陀の淨くれぬかふへし清みはかれ外なりかとては、文永二年、大才乙丑、三月十七日、應觀方、阿闍梨永秀、並芳緣清緊女、相模國小津郷」云々とあれど、文字明白ならず。

百草(モグサ) 今高幡、平山などと相併せ、七生(ナナオ)村と改む。關戸一宮の西にて、中世吉富郷内の地とす。八幡宮あり、鶴岡文書に、康曆元年吉富郷は彼社領たりし由見ゆ、近世除地九万餘坪を占めたる大社たり。其別當松連寺は、昔は二宮別當をも兼帶したりと云ひ、中興享保六年より黄檗宗に改めしが、今は廢亡す。

新記云、松連寺は起立年歷たしかならず、されど保元より建久の比まで、勇山、辨豪、堯尋など云ふ僧相續し、建長中祐慶住持したること其證あり、元祿十三年、仁王塚より掘出せる長寛、永萬、建長の銘ある三經筒(銅製)にて明白なり、佛像銅造、重八貫許、今八幡の本地佛と説く、銘に曰く「敬白、冶磨金銅影像、法體彌陀座光、三尺六寸、奉爲皇帝日本主君、當國府君、地頭名主、御願圓滿、安穩泰平、信心法主、子孫平安、悉地成就、師長父母二親亡魂、助成合力、同共往生、乃至法界平等利益、建長二年、大歳庚戌、孟夏之天七日、王力、南閻浮提、日本武州、多西吉富、眞慈悲寺、施主源氏、願主佛子慶祐」、これによれば、東鑑に載する眞慈悲寺は、當寺の別名か、又は近郷にありし寺なるを、當寺にて兼住などせしも知るへからず。〇名勝圖會云、百草村新堂が谷戸は、往昔眞慈悲(シンジヒ)寺の舊地にして、于今礎石古瓦なども存れるよしなり、和田關戸の村内を流るゝ大庫裡川といふは、往昔眞慈悲寺の大庫裏の邊を流れしゆゑの名といふ。東鑑云、武藏國眞慈悲寺者、御祈禱之靈場也、然而依無末寺附庄園、佛無供具之備、僧失衣鉢之貯、受僧有尋、今日參上、安置一切經、當寺可修理破壞之由、申請之間、則被補主職也、云々。〇松連寺を去る二三町、西北の岡の頂を清涼臺といひ(標高百四十米突)東北の方眺望廣し、望む所九國の山海に及ぶとぞ、又古墳は民家の西、荒原(カッパラ)に在り。〇一書云、荒原の古塚三所、いづれも徑九尺許、昔は猶あまた並びありしとて、今も此邊に陶器とおぼしき陶器の殘缺、多く積みて丘の如し、墳穴のさまを見るに、徑二尺許の丸石を、方四尺程の廣に甃にしたり、深は一丈餘もあるべし。

(吉富八幡宮)

高幡(タカハタ) 今七生村と改む、百草の西半里、北に淺川を帶ぶ、日野村の南半里。或は高旗に作る、近世は日野領の域内なれど、別に得恒郷とも稱せり。

高旗不動堂(タカハタ) 新記云、高幡不動堂、本尊は木の坐像、長一丈にあまれり、左右に二童子の立像たてり、是は長八尺餘、化身の人の作なりと云ふ、今楣間に文永年中の鰐口をかく、その文に依れば、古き堂なるを證とするに足れり、陽成天皇の御宇御再建あり、この時賴□(一字不詳)朝臣此地に下向ありて、八幡に崇め祀り、第三の建立は文永十年にして、美作介菜大檀那たりしと云ふ、この後應永年中に至りて、沙門淨海が堂宇再興の勸進帳ありて、この文に據れば、大寶以前已に草創ありしなり、別當金剛寺、寺領三十石、慈覺大師を開山とせり、中興開山義海上人は、建武二年示寂す、現住まで二十六世に及ぶ。〇名勝圖會云、高幡不動堂、南向八間四面、向拜唐破風作、此堂は曆應二年、山上より引下し再建せし時の儘にて、柱は皆松の丸木造りなり、星霜久しき事故、大半は其後造營を加へける、時々槻の丸木造りに入替たれど、于今古代の松の丸柱へ根繼し、古代の儘を多く遺せり、此時の施主は曆應二年、平貴綱并に大中臣氏女心信を盡し、四年にして功畢と云ふ、茶湯石、自然の丸き石なり、表に文字の痕あれど、形不見、竪二尺横一尺七八寸許、苔むしたり、不動堂の後にあり、里俗の傳ふるには、チヤタッ石、或は眼ぬけ石とも號す、遠近の男女喪服の者は、百ケ日が内に此所に來り、金剛寺へ茶湯料百銅を出し、茶を灌ぎたき事を望みぬれば、寺にて茶を煎して與ふ、其茶を石に供しそゝげば、幽冥にかんじ服をぬくといふ、按ずるに是も古墳の碑石にや、此傍なる藪澤の内より今も、文明、應永、永仁、其他の古石塔出でたりとて、多く散在す、或は曰ふ、此茶湯石といふは、上杉憲顯の古墳歟と、氏憲入道禪秀が嫡子にて、中務大輔憲顯と號す、享德四年、分倍にて公方成氏と戰ひ、敗れて高旗寺に入て自殺すること、鎌倉大草紙に見ゆ。(今按、九代後記には、上杉宮内大輔憲秋、武州池龜にて成氏のために自殺とあれば、池龜と云ふも、高幡寺の邊の地名にやあらん)

(眞慈悲寺址)

平(タヒラ) 今七生村の大字にして、南平と改む。〇名勝圖會云、平村は平山に隣る、平島村、平村、高幡村など皆淺川に沿ひ相並ぶ地なり、隣邑高幡金剛寺、應永年中文書に、多西郡得恒(トクツネ)郷とあれば、此地も往古は得恒郷なるべし、七黨系圖には「平子野平馬允、横山權頭時廣之孫」と、曾我物語に大樂(ダイラク)野右馬允、東鑑、平子野太郎、平子左衞門尉、平子次郎入道などあるは、此在名なるべし、此村中に文永八年、應永、永享、康正などの銘ある板碑多し。〇今按、平子野、大樂野氏の舊住は此にあらず、元八王

(得恒)

子村なるべし、久良岐郡にも平子郷あり。

平山（ヒラヤマ） 今高幡、百草、三澤に併せ、七生（ナナオ）村と改む、八王子の東一里餘。○名勝圖會云、平山村は武者所季重居住の地にして、夫れより平山氏數家に別れ、小田原北條の此國を合せ領せし頃まで、連綿として其の家々などもありけるが、天正十八年北條氏滅せし頃、悉く家絶えけるとなり、近世は日野領高倉庄の中とす。武藏七黨系圖によれば、西黨は日奉氏にて、西大夫宗忠に出て、其一族は西、長澤、上田、小川、稻毛、平山、川口、由木、西宮、由井、中野、田野、立川、狛江、信乃、高橋、得恒、平目、田目、二宮等に分れたり、今平山の南の岡に、日奉明神社あり。○名勝圖會云、平山大福寺の季重墓碑の西に、草堂二間半四面、日奉地藏の額を掲ぐ、此堂地は往古平山塚とて、三間四方、高さ六尺程、其上に松の古木一株ありて、其下に今の碑石ありけるを、後其塚を崩して、此堂を建て、石碑は今の地へ移

(三澤)

したりといふ、三澤（ミサハ）村は梅實を名産とす、三澤小梅の名あり、村長土方氏に北條家の古狀を傳ふ、中に三澤郷三澤衆と云ひ、土方を魁とせる趣見ゆ。

(石田)

石津郷（イシヅ） 和名抄、多磨郡石津郷、訓伊之都。○今詳ならず、桑田村に石田（イシダ）てふ大字ありもしくは、石津の轉聲にあらずや。是說に因るとせば、日野村、七生村も古郷域と見做すべし。石田に觀音堂あり、石田寺と稱す、蓋古刹、康安元年始立とぞ。

淺川（アサ） 小佛峠并びに高尾山に發し、東流、八王子驛の北を過ぎ、恩方川を併せ、石田、桑田、と一宮、落川の間に於て、多磨川へ入る、長六里。新記云、淺川水源は三四流あり、其一は上恩方村より東流し、橋原村と下一分方村との間に至るまでは、案下（アンゲ）川と呼び、中野と本郷と兩村の邊に來りて、淺川の名あり、又一流、小佛嶺の幽谷より出るを小佛（コボトケ）川と呼び、一里許東流し、又一流南の方上椚田村より出て、高尾山琵琶の瀧の下流も落入り、案内川と呼び、是も一里半餘流て小佛川と合し、長の方へ三十町許流て、下長房村と上椚田村の原宿との邊より、河水悉く潜流して、散田村新地と云ふ所より、千人町裏、並に島之坊宿、本郷村界までは、常に川に水なきゆゑ、土人水無河原とも唱ふ、末は本郷村東寄に至て、所々より涌出して流水復漲る、是より東流すること一里餘にして、南の方より小比企川、片倉川一流となりて、長沼北野兩村の間にて淺川に落入る、又一里餘東流して、石田と落川と兩村の間にて玉川に合す、水源より大抵四里半許なり、都て砂利川にて、常は水幅五間許、河原ともに廣き所は五十間より百間、或は百五十間にも及べり。

(田村)

宮村（ミヤムラ） 今田村、新井、石田、豐田などを合併して桑田村と改む、日野の東にして、多磨川と淺川の間に居る。○名勝圖會云、宮村は日野領土淵庄德恒郷なり、此所に別府權現の社あり、古社なれども、祭神並に鎭座のいはれしれずといふ、此古社ある故、村名を宮村とも號する由也、田（タ）村（ムラ）は往古田村駄太郎知實、同三郎弘綱住居の地なり、此人に西黨日奉姓にて、平山氏と同祖の家なり。○新記云、安養寺は田村山と號す、新義眞言宗、碑五基、文化十一年、境内藪の中より掘出せりと、何れも文字浸蝕してよみがたし、たゞ正中、嘉曆、應永等の年號はつかによむべし、其餘古錢數十文を掘出せりと。○人類學會雜志云、日野領新井の石大明神、々體は長二尺八寸、周一尺一寸餘の石棒にして、其頭は稍大なり、由木領の大塚村日影神社にも、一尺餘の石棒を藏む。○新風土記云、新井村石明神、々體は石にて、棟札に慶長二年丁酉遷宮のこと見ゆ。

(新井)

日野（ヒノ） 今日野村と云ふ、多磨川南岸の渡津にあたり、八王子を去る四里、甲武鐵道の一驛とす。

(土淵)

新記云、日野本郷は土淵（ツチフチ）庄日野領に屬す、則領中の本村なるべし、當所の鎭守日の宮は、日野宗賴が勸請なるに、宗賴は當國七黨の内西の黨の祖、大夫宗忠の子孫にて、七百年前の人なり、此地甲州道中の宿驛なれば、往還の左右に人家をならべり、其行程は府中宿より二里八丁、八王子宿へ二里なり。○日野より八王子驛までの郊原を高倉野（タカクラノ）とも呼ぶ、天正十四年丙戌、此間「日野惣郷、並立川領より谷町屋迄」へ禁伐竹木の古簡あり。

(高倉野)

石川（イシカハ） 今粟須（アヘンス）、北平、大和田、大谷、中野などを併せ小（コ）宮（ミヤ）村と改む。小宮とは西多摩郡より、本郡の中まで及ぼせる領名にして、草花の條下に詳にす。中世には小宮領にあらで、由井領なりけん）石川牧十疋と云ふこと、延喜左馬寮式、武藏國牧の條下に見ゆるは此にや、都筑郡にも同名あり。石川の溪流は丹木山より發し、北平に於て多磨川へ入る。

粟須（アヘンス） 日野と八王子の間とす、粟須の邊なる大谷（オホタニ）の山林中に、古墳の石室、その土砂崩壞して、甃石ののこれるものあり、景狀頗奇異なり。

由井（ユヰ） 今由井村と云ふ、舊領名にして、八王子の南北にわたる、或は油井にも作れるが、その初めは由比なり。八王子の南なる片倉、小比企、西長沼の邊を今由井村と改む。近世の由井領は、遙南相摸國高座郡の中まで及ぼせり、永祿北條役帳にも見ゆ。

(油井)

新記云、今由井領五十六村、天文の頃、領主大石源左衛門定久が養子、陸奥守氏照は、初め由井源三と稱したり、又古く當國七黨の内、西の黨の大夫日の宗忠が弟宗弘、由井の別當に補せられてより、子孫世々由井を家號とせり、應永比の文書に、多西郡由井郷などゝ見ゆ。

(由比)

○延喜左馬寮式、武藏國由比牧十疋と載せ、七黨系圖に西黨由井別當宗弘とあるは、即牧馬監にして、式に凡武藏國牧任別當とあるに合ふ、此牧址は今の元八王子村由井

野にやあらん。

片倉（カタクラ）　今由井村の大字とす、八王子の南、相州津當麻に通ふ路頭にあたる。○新記云、片倉村に城址あり、應永の頃、大江備中守師親在住せりと、東南北の三面は沼にして、西には高き平地あり、その所に侍の屋敷町などありしと云ふ。〇東鑑に、建保元年和田亂の勳功に、横山左馬允時兼が跡、横山庄を大江廣元に賜ふとあり、此大江氏恐らくは彼廣元の裔孫ならん、廣園寺を參考すべし。

廣園寺（クワウヱンジ）　新記云、廣園寺は由井領の山田に在り、兜率山傳法院と云ひ、禪宗臨濟派、開基は大江備中守師親（後元春）貞治年中、將軍義詮に屬して軍忠あり、又父親茂、および弟匡時、眞衡等、宮方となりしときも、師親獨將軍家にしたがひて忠節ありしかば、其功に依りて、かの家安堵せしといふ、本郡片倉の城主にて、應永九年卒す、當寺の鐘銘に沙彌心廣とあるはこの人のことなるにや、當時は鎌倉公方足利滿兼、大檀越となりしかば、三百町の地を寄附せられ、堂宇の結構も巧みなりしが、夫より遙かの後、天正十三年兵火に罹り、堂宇も烏有となれり、纔に開山堂と佛殿とのみをのこし、漸く斷絕に及びしが、同じき十九年、東照宮に訴へ、十五石の御朱印を賜り、今に末寺五十餘を支配す。

武州兜率山廣園禪寺、門中一同、可被成勅願所之旨、依令奏聞、自今以後者、準本寺、可爲出世之地之趣、天氣如斯、

弘治元乙卯十月廿六日　　左大辨晴政

峻翁令山和尚、當寺の開山なり、法脈は紀伊國由良興國寺法燈國師より、甲斐國鹽山惠光大圓禪師に傳へ、夫よりこの和尚に傳へしよし、應永十五年に示寂せり、「勅、夫殊行立號、赫赫百世之上者、帝王之常典也、在金僊氏亦然、若武州廣園開山峻翁和尚者、爲法燈之後裔、承三光正傳、盛德大業、不亦光明也耶、然而法算不延、而榮號未旌、惜哉、謚曰法光圓融禪師、應永廿六年、四月八日」」

八王子（ハチワウジ）　今八王子町と云ひ、人口二万三千、南多摩郡の治所にして、武州の一大邑とす。甲州路を扼し、鐵道東京より二十七哩、上野原へ十四哩。近世繭絲織紝の業盛りに起り、八王子織の名聲、京濱の間に揚る、年額五百萬圓。

八王子は由井領内に屬し、横山と云へる古邑なるが、文祿年中、昔八王子城下の士民を、横山に移して驛市を建て、八王子宿と號す。尋いで此地は甲州口の要害なるを以て、幕府千人同心を置きて守衛せしめられ、城邑の如し、以て大政維新に至れり。其紡織の業は、江戸の繁榮と共に次第に起りしが、元山民の養蠶の便宜あるに出づ、而も近年横濱交易の事創まりしより、更に一變勢をなしたり。明治二十年、八王子に織物染色講習所を建て、機業家の子弟を薫陶したる結果、染色改良の目的を達し、産額頓に進歩し、如今一年五百萬圓以上の絹織物をいだすに至れりとぞ。○新記云、八王子横山の十五宿今は十八町に分つ、子安、元子安、横山、元横山、新横山、八日市、新町、八幡、八木（ヤギ）、本郷、元本郷、久島（ヒサシマ）、馬乘（マノリ）、小門（コカド）、上之原（ウヘノハラ）、千人（センニン）、寺町、本町、大横町　は甲州街道の驛亭也、江戸より行程十二里に及べり、十五宿の內、横山宿其第一なるを以て、總て横山宿とも呼ぶ、又此宿は元八王子城下より茲に移せし故、八王子とも號せり、宿の沿革を尋ぬるに、昔管領上杉家分國の頃は、其家の老臣大石源左衞門定久この邊を總て領せり、其比定久郡中瀧山に居城せしとき、當宿は其城下町にて、只横山、八日市、八幡宿の三町のみなりしと云ふ、今も瀧山村古城跡の邊に、三町の名遺れり、定久が養子陸奧守氏照、天正年中に城を今の元八王子の內慈根寺（ジコンジ）へ移し、八王子の權現を祀りて城の鎭守とせり、仍て八王子の城と號せり、此時瀧山の城下町をも八王子城下へうつしたり、幾程もなく天正十八年六月二十三日、八王子城陷しとき、横山以下三町の商人等、所々に逃隱れけり、此時氏照の家人長田作左衞門は、寄手の大將羽柴筑前守利家の家人川島右近と云ふ者の伯父なりければ、利家にまみえ、逃散せし商人共を召し集め、市場の地を求め得て、賣買を始むべき計を爲し、今の横山の地へ移れり、かくて當所を取建てしより、諸國落武者、野武士の類多く聚り居住せしによつて、惣奉行として大久保石見守長安、小門宿に住し、非常を戒めたり、慶長十九年大久保が族刑せられし後は、千人の同心を組合せられ、十人の頭を置れて、甲州口の堅めとせられしにぞ、彌賑はへる地とはなれり、抑當所代官住居の初は、慶長頃のことにて、それよりこの所にて關東諸國の百姓等の訴訟等も取扱あり、罪あるものは刑罰も此地にて行はれしと云へり、其後惣奉行代官も追々に江戸へ移り、元祿年中檢地の時は、殘りなく江戸へ移りしに因り、奉行代官の邸宅は皆陸田となれり、今横山宿には毎月四の日に交易の市立てり、當所の市は生産の織物、其外を賣買し、殊更群聚すること、結城桐生藤岡などと名を等くす、八の日の市は八日市（ヤウカイチ）宿に立てり

（八日市）

德川實記云、神祖江戸御入國の頃、江戸にて長柄持の御仲間は、武州八王子にて新に五百人ばかりめしかゝへられ、小條の甲州侍もて、そが頭とせられしは、八王子は武藏と甲斐の境界なれば、若し事あらんときには、かれらに小佛口を拒しめ給はんとおぼして、かくは命ぜられしなり、同心共は常々甲斐の郡內に往來し絹帛の類をはじめ、彼國の産物を市買し、江戸に持出賣ひさぐをもて、常の業とせしめられし。「落穗集」

千人町（センニンマチ）　横山十五宿とは別區にして、八木宿の西につゞけり。新記云、千人頭及び組に屬するもの、門戸をならべて許多あり、此屋敷町は天正十八年御打入の後に、元八

王子の地にて賜はりしが、文祿二年この所へ元八王子の宿々を引うつされしによりて、屋敷屋敷もしたがつてこゝへ移り、其他近在三四里四方の間に土着して、屯田の有さまとなりぬ、平常のときは甲州口の守備ともなるべきものか、明暦萬治の頃、江戸大火のときは、南度まで八王子より奔走して、市ヶ谷[illegible]寺（內藤新宿）に至り、境內に宿して火を禦しと云傳へり、既に寶永の頃には、江戶火消役をもつとめたり、又文政の頃より今に至るまて、日光御番を當とす、寬政の頃には同心どもの子弟、丁壯のもの百三十人を特に召かゝへられ、千人頭[illegible]今の[illegible]戰鼓に預けられ、[illegible]地の[illegible]用につかはされ、今猶彼地にあつて、[illegible]奉行の支配となれり。

大善寺（ダイゼン）　八王子町に在り、近世淨土宗十八檀林の一たり。新記云、大善寺八日市宿と、八幡宿との間の寺にて、北の方淺川の方へよりてあり、この寺八王子の城主北條氏、代々歸依せり、故にもと郡中瀧山居城の時は、彼城下にありしを、後城地を今の[illegible]へ移せし時、當寺もまたそこへうつれり、又三遷してこの地にありといへども、別に一寺をたて、瀧山大善寺と號せり、[illegible]宗門東十八檀林の一にて、開山[illegible]上人と號す、瀧山主北條陸奧守氏照開基檀越として、寺領[illegible]しむ、時に永祿年間なり、[illegible]當寺の子なり、慶長十年寂す、[illegible]後の間のことにて、[illegible]後住なく當寺開闢せし[illegible]あり、又此後瀧山城を今いふ八王子へ移せしに、其[illegible]六年のことなり、云々。

子安（コヤス）　下八王子町の[illegible]を云ふ。〔新記云、子安にて[illegible]明神あり、民家の東北に當り、社地うちひらきて、[illegible]いと宜しき地なり、古木多し、[illegible]或は舟木と呼ぶは、舟に似たる故なり、ケヤキの大樹周圍二丈許なるもの六本あり、昔は十八本なりしが、かれうせしと云へり、子安とは社名にして、祠前にも諸所に見ゆる、本緣不詳、本地佛觀音の像は鏡に鑄出したるものなり、直徑六寸五分、銘に「武州多西郡橫山庄之內、子安大明神、天文廿二癸丑年十一月造立、願主權大僧都清榮敬白」と刻す、是にても古社なること證すべし、古碑三基、村內にあり、其銘には文保三年、正安三年など見ゆ。

信松院（シンショウイン）（八木）　八王子八木（ヤギ）宿の[illegible]町に在り、寺領十石、甲斐武田信玄の息女、[illegible]尼の舊蹟なるによりて、建立する所なり、故にこの尼を開基とす、信玄第六の女にして、幼名を松姫と稱す、七歲の時、織田上總介信長の懇望により、其嫡子奇妙丸に婚姻の約あり、[illegible]るに故あり其事果さゞりしと雖、聘禮已に行はれしときは、豈そむきて他に嫁せんやと、終に薙髮して世事にあづからず、時に十八歲なり、天正十年、甲州滅亡のとき、[illegible]携て、[illegible]山村の中に遁來り、[illegible]住、[illegible]を勵まし侍女と共に紡織を事とし、纔に孤幼をはごくめり、東[illegible]その貞操を嘉したまひて、[illegible]侍女としたまふ、この萬千代殿の[illegible]一萬千代は[illegible]と云ひ、[illegible]二十五萬石を賜りしが早世す。

橫山（ヨコ）　[illegible]の橫山と云ひ、多摩（タマ）川の河南なる丘陵（[illegible]高百八十米突以下）の東西に連亙せるを指せるごとし。中世に至り、小野武藏守孝泰が子義孝郡中に居住し、[illegible]八王子の地[illegible]とす、[illegible]橫山の邑名起り、[illegible]、橫山の名あるは、[illegible]下司なり、[illegible]村と云ふは、[illegible]に屬す

新記云、橫山とは小佛嶺より亙り、山木、關戶、並に橘樹郡の界まで、東の方へ連り出たる山なり、古よりの唱にて、萬葉集にもたまのよこ山と詠めり其歌に、「赤駒を山野にはなしとりかにて多摩の今許夜府からゆかやらむ、豐島郡上丁、椋椅部荒虫妻、宇遲部黑女　七黨系圖、橫山黨の始祖を武藏守隆泰と云ひ、其子權守義孝始て橫山に住しければ、子孫橫山を以て氏とせしより、橫山黨の始祖となれり、右馬允時廣が代に、建曆三年五月、和田亂に討死、橫山庄を大江廣元に賜ふ、時廣が所領沒收の地なるべし、今の由井領橫山村、新橫山村、八王子橫山宿などの邊總て往古は橫山と稱し、最も廣き地にて、其名殘りしならん、元橫山村の地に橫山氏の石碑今に存せり、是れ全く橫山庄の本村なるにや、橫山黨の門葉は相州にも廣く移住せり。

橫山、澤田、海老名、藍原、平子、野部、山崎、鳴瀨、古郡、小倉、[illegible]、[illegible]、由木、[illegible]、大串、平賀、[illegible]、[illegible]、古市、[illegible]、八、國府、山口、[illegible]、小子、平山、石川、古澤、小野、古庄、大貫、中村、田名、小澤、小俣、〔武藏七黨系圖〕

按に、萬葉なる[illegible]を東國せりと云ふは、橫山の[illegible]の影響によく合ひ、[illegible]に石川、由比の二姓が共に在りしも、其故と知らる。拾芥抄に、武藏國小野牧馬と云ふは、橫山の別名にやと疑ふるときは、橫山黨の祖を小野孝泰と呼べるも、猶考ふべし。或は初名を小野と稱し[illegible]して、橫山を氏とせしにや。長秋記に、永久元年三月、武藏橫山黨[illegible]、內記太郎を殺害せるに由り、隣國五國司をして、橫山黨二十餘人を追伐せしむること」を載す。[illegible]三十[illegible]年、甲斐[illegible]として、[illegible]、六月二十六日、武藏[illegible]山口より[illegible]あり、信長[illegible]へ[illegible]、八月一日、[illegible]（[illegible]記に自殺一揆に作る）[illegible]日より亂入せしが、信長叶はずして、二十五日降參したり。

散田（サンデン）　今下長房（シモナガフサ）、[illegible]を併せ、[illegible]村と云ふ、八王子の西南、淺川の水源なる山村とす、上長房は即甲

州路小佛峠の下に居る。
新記云、淺川は郡の西南に發し、水源三四流ありて、其一源小佛嶺の幽谷より出つるを小佛川と呼び、散田村新地と云ふ所より、潛伏して水なき故に、土人水無河原と唱ふ、末は八王子木鄕に至りて湧出し、東流する也。

椚田（クヌギダ）

今上下に分れ、下椚田は散田（横山）へ併せ、上椚田は上長房へ併せ、淺川村と改む。椚は俗字にて、門戶の釘貫木をクヌギとも云ふに因り、椚字あり、更に通して櫟樹をも椚字にあてたり。文龜二年銅鑄鰐銘に、多西郡横山庄椚田鄕、高尾山有喜寺藥師堂云々。

就向其口敵相動注進、只今戌刻到來、火手見候哉、無心元候間、長尾候理窕共外、至子高倉、差越候哉、敵入馬候山、告來候間、至酉刻歸陣、今日刷之次第、被露紙面候、無是非候、椚田事大切候、彼地へ動候者、則被馳籠、堅固之備、肝要候、恐々謹言、

三月晦日　顯定（花押）

三田彈正忠殿（武州文書）

高尾山（タカヲサン）

（有喜寺）

上椚田の西嶺にして、小佛峠の東南なる峰巒とす、山中に藥師佛の古道場あり。又高乘寺あり、椚田在住の土豪の城墟を寺院に轉したる者とす。新記云、椚田高乘寺は境內除地三十七萬餘坪、寺領十石、其地を初澤といふ、鹿閑寺の禪師峻翁令山が開闢する所にして、星霜百餘年にして、更に臨濟を改めて曹洞派となれり、開基は長井大膳大夫高乘なりと、城墟は寺門の東の方なる山を土人城山とよべり、一說に往昔椚田氏の人居住すともいへり、椚田は横山黨より出づ、一說には此寺を開基せし長井大膳大夫高乘が居城を搆へし跡なりとも云ふ、高尾山（タカヲサン）は關國に名高き峻峰なり、登り一里餘、相傳ふ、當山有喜寺（ウキ）（藥王院）は天平十六年行基菩薩の開闢にして、藥師の古道場なりとぞ、林木密比して、その種類檜を第一とす松杉これに次ぐ、中にも杉は土地に宜しき故にや、最も暢長す、其餘雜木森欝たり、山中猪鹿猿を初めとし、鳥は佛法僧鳥すめり、自名いふを以て土人靈鳥とす、又飯繩權現社、山頂に鎭座す、緣起を按するに、永和年間、有喜寺中興沙門俊源、この神を勸請して一山の守護神とすと、別當藥王院、境內東西五十町餘、南北三十五町餘、飯繩社の未の方なる平地に在り、高尾山有喜寺と號す、寺領七十五石の御朱印を賜ふ、小田原北條氏康寄附の例に依る。○高尾山藥王院は、近世眞言新義派の常法談所たり、蓋元祿中江戶護持院隆光の推擧に因る。古文書、永祿三年北條氏康の「爲高尾山藥師堂修理、於武州一所寄進」云々、同四年の制札「小佛谷關越、及び椚田谷關越、諸軍勢濫妨停止」云々。

小佛峠（コボトケ）

（長房）

今淺川村大字上長房（カミナガフサ）の西にして、武州の西堺なる險坂なり、標高三百米突許、近年鐵道隧洞を貫通す。八王子驛より坂頭まで凡二里半、西に降る一里にして小原驛に至るべし。

小佛峠は、俗說に峠の頂に石地藏の像あり故に名とするとも、又峠の大日堂を以て小佛の木つく所とも云ふ。今小佛の字峠といふに、大日堂并びに淺間社あり、淺間は富士明神を祭り、大日は即其本地佛とす。此社記に富士の關を小佛の關と改むと云ひ、高尾山藥王院、天正十七己丑文書に「富士關、役所搆、道具八木以下、於高尾山可取之」云々とあれば、相證明すべし。○新風土記云、小佛口の十々里（トトリ）原戰場、或は鳥取ともかけり、下長房村の西南なり、永祿十二年武田信玄當國へ働のとき、信玄は碓氷峠より出馬せり、郡內の小山田兵衛手勢二百騎、雜兵とも九百許の人數にて、小佛坂をこえておしきたりけるに、氏照の家人布施出羽、横地監物等當所へ出張してふせぎける地なり、首塚あり、（甲鑑一本にトグリとあるはトトリの誤とす）上長房村には駒木野（コマキノ）宿、小佛宿の二驛亭を置かる、寬永十八年より駒木野に關所を建てられ、番人を定めらる、甲州道中の備なり。○御伴之數云、小佛村に來る、この村の南側に流るゝを駒木野川といふといへり、此處より小佛峠の坂にかゝれば、上は御板輿に召代へさせ給ふ、險しさに疲るゝ足の進まねば立すくみにや我もなりなん（、かくよめるは、此嶺の頂きに石の地藏あるをもて、小佛の名起れりといへば、伊勢のいみ詞に、佛をたちすくみとあるによれるなり。○地學雜志云、小佛峠に發達する古生層を小佛系の岩石とす、是れは秩父古生層の種々なる岩類が、深海に沈澱したる水成岩層なるに、之に反して岩類一樣にして、化石を有せざる小佛系は、淺海若しくは海岸の沈澱層を表示する者なり、岩層の厚さ頗る大にして、關東山系、或は筑波山脈の南緣に於ては、二千米突以上に達する所あり、されば小佛系とは、成因の異なりたる上部秩父系に外ならず。

（上十里原）

（駒木野）

恩方（オンカタ）

（案下）

今恩方村と云ふ、小佛峠の北に山峰を隔て、一溪谷を占む、東西三里に及ぶ。其溪流は八王子驛の北に至り、淺川へ歸入す、恩方川又案下川といへり。新記云、上恩方は津久井郡佐野川村と山嶺相接す、一名案下（アンゲ）村とも云へり、今小名に案下のころ、淨福寺中松嶽におり、開創詳ならず、大永年中大石源左衛門尉入道道俊と云ふもの、當所に居城を搆へし此、上杉憲政襲ひ來りて城廓を放火、堂塔僧坊片時の間に烏有となれりと、昔の城跡は本堂の後背、上り四丁餘にして、礎石、升形、本丸、外廓等の跡、今尙まのあたり存せり、鍛冶山本氏三家は、往昔より四町八段の除地を賜はりて、世々恩方下原に住するにより、是を下原鍛冶と呼べり。

寺方（テラカタ）

（大幡）

今恩方村の大字とす、舊名大幡（オホハタ）と云ふ。○新記云、寺方村は昔は大幡と唱へし地なり、北條氏照が寶生寺へ與へし文書にも、大幡寶生寺としるす、寺方と唱ふるも

かゝる古刹の寺領なればなり、新義眞言宗にて、開山明鏝、川口村圓福寺の什物、大般若經の末卷に「應永三十四年武州多西郡由井郷、大幡寶生寺書、僧都明鏝五十八歲」とあり「大幡寶生寺者遺之例也、瀧山へ被相移候、門葉之各住寺、合□意、造畢可取持、或討住寺、縫皮伍以、當座遺恨之由被申、或假俗緣之稱柄、募且那之威勢、於寺家令無沙汰者、不取合理非、可被拂寺分國、既本寺之榮輝、令傍見候、罪科不輕故者也、仍狀如件、永祿十年、丁卯霜月、氏照」

元八王子（モトハチワウジ）　今元八王子村と云ふ、恩方川の谷口にして、八王子驛の西北に連なる、大字大樂寺、一分方、二分方などあり。

(平子野)

大樂寺（ダイラクジ）　是は横山黨平子野（タヒラコノ）氏の在名なるべし、又大樂（ダイラク）に作れり、高橋の子は大樂氏の本據と稱すは誤れること、し、彼條を參照すべし、此氏號は東鑑、曾我物語、七黨系圖等にいでたり。

一分方（イチブカタ）　また相隣りて二分方（ニブカタ）あれば、古の一區一郷の地な、故ありて分割し、一分方、二分方と命名したるならん。○新記云、二分方の小名に由井野あり、由井の郷領の名は之に基くにや、相即寺今一分方に在り、寺領十石、古過去帳に多く八王子寺域北條氏の家臣を載せたり、又按に、下一分方村西蓮寺に載せる、北條氏弘治三年の文書に、八日市場西蓮寺とあり、又寺方村寶生寺、天正十八年禁制の文書にも、一分方下地八日市村とあり、この頃は今の上下一分方を合して、八日市村と唱へしと見ゆ、これは今も村の地つゞきに、元八王子の内に小名八日市と云所あれば、その名のこゝまで及びしなるべし。

(慈根寺)

八王子城址（ハチワウジ）　慈根（ジゴン）寺山に在り、八王子驛の西一里餘。○新記云、城跡は元八王子村の西なり、天正六年北條陸奧守氏照が築きし所、それまでは氏照郡中瀧山城に在城せしが、瀧には落ると云ふ緣語あれば忌ましとて、この城をきづきて移れりと、想ふにその頃は甲州よりしばしば侵されしなれば、甲州口押への爲めとて引城せしにや、今宗關寺、小名中宿にあり、曹洞宗、文祿元年、氏照菩提のために建てらる、寛永年中に記せる氏照時代の古傳鈔を載む、又云、慈根寺とは、延喜の昔とかや、八王子權現を此山に勸請し、別當神護寺を神宮寺ともかき、又假信して後には慈根寺とかけり、然るに天正の初め、由井源三（氏照）瀧山より城郭移しありつる時、八王子權現を鎭守として、その城を八王子と號しける故、つひに地名となりぬ、或は八王寺にも作る。

(八王寺)

甲陽軍鑑云、由井の源三は氏康公二番目の子息、武藏八皇子の城主なり、管窺武鑑云、天正十八年、八王子城責め、大手には前田利家の嫡家矢利ゐ有り、上杉景勝は搦手の寄口より、藤田能登守先陣にて、被官の八王寺の平井無邊と申者此城の案内を細に存じ、東の方の谷間の水の手道を傳へ、三之丸狩野一庵が曲輪へ押上る、云々、能登守は其昔北條家の旗下にて、鉢形に在城、一北八王寺邊まで手に入て城を取立、此にも居城也。○外史北條記云、天正十八年、上杉景勝、前田利家、以北陸兵、下鉢形、圍八王子城、々屬北條氏輝、其留守橫地監物道之、狩野一庵、中山家範、金子家重、近藤助實、相謀日、吾等旣困、以死守、其可食言乎、與數百人、殊死戰、自宗在高處、望見壯之、因降者知其姓名、使往降之、至則自殺矣、及事卒、德川公收用家範二子照守信吉、信吉、稱備前守、爲水戶侍者也。

川口郷（カハクチ）　和名抄、多摩郡川口郷、訓加波久知。○今川口村存す、元八王子の北とす、されば八王子驛の南まで、昔此郷域にやと疑はる。即横山庄、由井領など云へる地なるべし。八王子町の大字木郷は、川口木郷の上略にやとも想はる。

新記云、川口村は今小宮領と稱すれど、昔は由井の郷内なり、村内圓福寺の經卷の奧書に、應永三十三年、多西郡、楢井郷河口村」とあり、又元應年間の古鐘銘には、北河口郷と見えたり、西黨の一族にも川口氏あり。

鳥栖觀音堂（トス）　川口村鳥栖山の半腹に在り、本尊千手の立像木佛なり。○新記云、鳥栖寺は寺領八石六斗、靈驗の觀音にて、古鐘あり、大さ徑一尺五寸にして、高さは格好よりすぐれて高し、古色いと殊勝に見ゆ、刻して云ふ「武州船方□新庄、北河口郷、鳥栖寺鳴鐘、元應二庚申年、十一月廿日、大檀那地頭」、信阿、大勸進阿闍梨「賢一」

(加住)

丹木（タキ）　今留所（トメドコロ）、高月等を併せ、加住（カスミ）村と改む、川口村の東、八王子の北一里、秋川、多磨川を東北に帶び、石川（小宮）村の西とす。丹木は瀧に同し、大石北條氏の瀧山城址此に在り。

此邊に今加住の村名を立てしは、古來其語のありされ
ばならん、カスミとは組村の義あること、諸國の例にて知らるるか、延寶四年、寺社奉行小笠原山城守の令書に、

伊勢參宮之事、武州多摩郡霞之内者、往古より在來且那等支配、前々之通可仕事、（熊川村牛澤坊最福寺へあて）

とあるは、參宮道者の、在來且那の村々を經へて、霞之内と呼びしを想ふに足らん、修驗道の常談なりし

(高月)

新記云、丹木の藏王權現社は吉岡谷の續に在り、神體木像、長八尺餘、隨神二軀あり、立像にて長三尺餘り、背後に康永二癸未正月造立とあり、又末社の像を傳へて、三十八軀あり、古へこの社は高月（タカツキ）村にありしが、北條氏照瀧山の城を築きし時、今の地に移したりとなり、朱印二十五石を領す。○高月は丹木瀧山城址の北にして、秋川の岸に在りて、秋川此にて多摩川へ入る、秋川の北岸は、即西多摩郡小川村也。

瀧山城址（タキヤマ）　丹木の北にして、八王子驛の正北一里、拜島村の西南、河を隔てて山丘の上に在り。永祿中大石源三氏照（北條陸奥守）之に居り、小田原家一方の鎭城たりき、天正六年の比に、八王子城へ移り、本城廢す。

新記云、瀧山とは元此邊の總名にて、こゝにふるき唱なる故に、北條陸奥守が當所の居城をも、瀧山の城といひしなり、氏照居城の比は、こゝの村名をは八幡宿といひしとぞ、然るに氏照居城を慈根寺へうつせし時より、八幡宿をもかの地へうつせしに依り、其後いつとなく總名瀧山をもて村名とせしといへり、少林寺は古城の東南に在り、曹洞宗、寺領二十五石の御朱印を賜ふ、開基北條陸奥守氏照なりと、抑この城壘は謂ゆる山城にて、最嶮岨なる地なり、本丸及び千疊敷などの名、今に遺れり、西北の方は多摩川纏ひ繞りて、懸崖の前は武藏野を臨みて、絶景の地なり、すべて當時の壘壕等、今に處々に遺跡あり、抑大石氏は木曾義仲の裔にして、累代關東管領上杉氏に屬して、久しき家なり、源左衛門定久の時、天文十五年、川越夜軍の後、緣形の藤田氏と共に北條氏康に屬せり、定久即氏康の二男を養子として、是おはすに其女を以てす、これを大石源三氏明と云ひ、後に陸奥守氏照と云へり、かくて北條氏照に讓て、自身は入道して心月齋道俊と號し、近郷高月に隱居せり、永祿十二年、武田信玄小田原攻のきざみ、この城に押しよせ「信玄の旗本は拜島の森の内に備を立て、瀧山の城主の曲輪をせめちらす、陸奥守二の曲輪二階門へあがり、さいはい取りてこゝを最期と防く、其日武田勝頼自身鑓槍を取て、陸奥守防きける二階門の下まで追つかへしつ、三度せりあひあるに、三度ながら鑓槍を合はせける」由、甲陽に載す。

北條軍記云、天文廿一年、管領上杉憲政より召により、越後より軍兵三千餘出張、宇佐美駿河守定行大將にて、七月七日に武州瀧山城を攻落し、大將遠山甲斐守を始め、千餘騎討取ける。又云、永祿四年上杉輝虎鶴岡拜賀に、成田打擲のことに依て、武州瀧山戸倉の城主、大石源左衛門尉定重（定久）入道も逆心故、關東の諸大將、過半暇乞に不及、引揚居城へ籠る。

一書、萬里居士の梅花無盡藏に見ゆる、大石信濃守定重の居城を、瀧山にあてたれど、疑なき能はず。同國雜記に據れば、新座郡引又（ヒキマタ）館の事かと想はる、再按を要す。

梅花無盡藏、萬秀齋詩、注曰、武藏目代、大石定重請之、其序曰、武藏刺史之幕府、有爪牙之英臣、是曰大石定重、廼木曾源義仲十葉之雲孫也、武之二十餘郡、悉屬指呼、忠義貫日、始終一節、規勝地於武野、頗設幽棲之備、迺求築亭子、就介者、需亭子之名、以萬秀命焉。按するに定重の遠孫源左衛門定久、多摩郡瀧山城に居しなれば、萬秀齋も其地にありしか。〔新篇風土記〕

又瀧山と八王寺兩城の興廢、前後の次第詳ならず、天文以前より、瀧山、八王寺兩所共に城館ありしにあらずや、舊說瀧山は永祿五年始築、八王寺は天正六年始築と云ふは信け難し、猶考ふべし。

景虎御出陣之砌、三田彈正忠政實先陣而、大幡に陣所、八王子之城主北條之氏照、及一戰、没落之處、五十嵐市左衛門、竹田之新次郎云武士討取、二番合到、賞功不踰、芝崎卅貫文之處を、被仰下者也、依如件、

永祿三年庚申閏三月七日　立川宮内丞賢（花押）

五十嵐市左衛門殿

谷地川（ヤヂ）　今の加住村を貫流する淺流なり。○新記云、谷地川、水源は戸吹村の谷より涌出し、東方石川村へ係り、粟の須村界より北へ折れ、玉川へ入る、水路凡二里許、すべて流るゝ地を谷地庄（ヤヂ）と唱へ、或は谷地谷戸（ヤヂヤト）とも號せり。

西多摩郡（ニシタマ）

玉川の上游にして、丹波川（タンバ）（幹流）秋川（アキ）（支源）の二峽谷、及び谷口の東邊なる平地を以て域內とす。今面積二十六方里、人口七萬五千、二町三十村、青梅に治す。

西多摩の稱は、明治十三年に始まる、近世は小宮領、三田領の區劃あり。本郡は中世の多西郡の域內なれど、河東の村落は多東の域內なりしならん。

秋川（アキ）（阿伎留川）　多摩川の一支源にして、檜原の東、甲州都留郡界の嶺に發し、五日市を過ぎ、小川の東南に於て、分派して幹流に歸入す、古名阿伎留川（アキル）、長さ凡八里。

新風土記云、秋川は郡の西に在り、古名阿岐留川といへり、後世中略して秋川と唱ふ、水源は郡中檜原村より出て、凡五六里許東流する內、其兩岸の村に、通稱して秋留郷と稱す、小川村と高槻村との間にて、玉川に落合ふ、所々に往涉の場所あつて、冬日に至れは橋を架し、往來の便とせり。

小川郷（ヲガハ）　和名抄、多磨郡小川郷、訓乎加波。○今秋川の谷にして、東秋留村、西秋留村、草花村などにあたるべし。延喜式に武藏國小川牧十疋とあるも此ならん、大字小川は東秋留に屬す。

新風土記云、小川郷は今の秋留郷なるべし、此邊地形高低ありて、水利も宜しければ、小川牧と云ふにも合へり。○日本靈異記云、多磨郡、小河郷人、大山眞繼、按齋考異曰、按玉河與秋河之間、有小川郷、是也。○地理志料云、延喜左馬寮式、武藏國小川牧駒、每年九月、國司與別當、臨牧撿印、簡繫調貢、明年八月貢上、號曰駒牽節會、石川、由比、立野諸牧準此、其儀見政事要略、公事根元、小川系圖云、日野宰相宗頼、獲罪配流武藏、子孫居小川邑、因氏、小太郎季能、承久之役、斬官軍將甲斐宰相範義、以功賜薩摩甑島、世爲島司、亦出于此。

二宮（ニノミヤ）（野邊） 今東秋留村の大字とす、小川の北に接し、（五日市の東二里半、多摩川の左岸とす）小川明神あり。或書に延喜式多摩郡虎柏神社は、男河の誤にて、即小川に同じと論じたり。野邊（ノベ）も今東秋留の大字に存し、横山黨野部氏の古墟也。

新記云、二宮神社は野邊村の邊に在り、社領十五石、境内より布目の紋ある古瓦を掘出すことあり、應永の頃には此社を小河大明神と唱へしと見ゆ。

鎌倉大草紙云、文明九年三月、太田道灌は二の宮城へ押寄攻けれ共、敵打負け、大石駿河守降參し、長尾景春は二宮を落て、成田へ參る、道灌は村山に陣し、津久井の奥三保を攻む、云々。

新記又云、小河郷は應永十九年に書きしものあり、多西郡小河郷二宮社頭、大般若勸進、當社小河大明神者、當國六所隨一云云、今も二宮村二宮明神と云へり、二宮村即小河郷なること知らる。

代繼（ロツギ） 今瀬上、引田等を併せ、西秋留村と改む、代繼と二宮の間なる雨間（アメマ）は、東秋留へ入る。

伊奈（イナ）（山田） 今山田（ヤマダ）、網代などと併せ、増戸（マスト）村と改む、代繼の西にして、五日市の東とす、即秋川の峽間に在り、山田（ヤマダ）に瑞雲寺と云ふ名刹あり。俗説、瑞雲寺の開基は、勢州山田の慶光院の女僧なりしを以て、瑞雲建置の際、山田の名をも移すと談するは信し難し、慶光院は宇治に在り、山田にあらず、又瑞雲尼を足利公方の親族と云へば、慶光院の尼と相異す。

瑞雲寺（ズヰウンジ） 新記云、寺開基は鎌倉公方基氏の伯母、瑞雲寺殿喜溪忻大姉なり、或は云ふ、此尼は基氏の伯母に非ず、母儀なりと、いづれか是なるや、小田原北條家分國の頃は、寺領百貫文を寄附せられしが、御入國の後、天正十九年、村内八石の朱印を附せらる、棟札の文に、尊氏公新願所、大檀那小宮上野介顯宗、同左衛門頭綱明とあり、又尊氏像、束帶の容なり、瑞雲尼像、本堂の西の方にあり、五輪の塔、高さ四尺五寸許、此尼は貞治應安の頃の人なるべし。

横澤吉祥院（ヨコサハキチシヤウヰン） 今増戸村大字横澤に在り。新記云、横澤大悲願寺は、金色山吉祥院と號す、新義眞言宗、貞治の頃平氏重が書寫して納めし大般若あるをもて、ふるき寺なることしるべし、又天正十八年の禁制の文に、小宮谷吉祥院、十九年朱印文にも、寄進、吉祥院、武藏國多西郡秋留郷横澤之内、二十石、云々とあり。

五日市（イツカイチ） 秋川の峽間なる大邑にして、今五日市町、人口二千二百、八王子の北西三里半、青梅の南三里半、標高二百米突。

此地は古昔關東山脈の盆地に屬し、中生紀水成岩深層系の化石を産す。中にも印刷用の石版材を見出すことあり、殊に無類の良材ありて、其好のもの少しと云へり。新記云、五日市村は今秋留郷高倉村に屬す、天正二年の古文書に、五日市とあり、五日市の名の起る、當村毎月五十の日市立ちしによりれりとぞ、其地は江戸日本橋より行程十四里餘あり。

阿伎留神社（アキル） 今五日市町、秋川の岸邊に在り、延喜式、多摩郡八座の一にして、秋川の名も阿伎留の中略とす。近世此社に傳へし上代文字と云ふものをもてはやせど、[illegible]。新風土記云、阿伎留神社は天正十九年、社領十石の御朱印を賜ふ、其文に「寄進、大明神領、武藏多西郡阿伎留郷之内十石」云々とあり。

小和田（コワダ） 五日市の南にて、秋川の右岸とす、廣德寺あり、龍角山と號し、明德年中、正重長者の妻、龍智雲尼の建立とて、近世寺領四十石、[illegible]。

戸倉（トクラ） 五日市の西一里、新記云、戸倉村三島明神の祠官宮本氏、本姓は三浦にて、應永年中、鎌倉興持氏より武州小宮庄一揆中へあてたる古文書を藏む、又光嚴寺あり、寺領二十石、古位牌に「前上州太守重阿[illegible]」、「小宮上野介、當時城主」と記す、即小宮一揆の一將なりけん。

檜原（ヒノハラ） 今檜原村と云ふ、秋川の水源にあたり、亂山重疊の間とす。五日市より三四里西にあたり、南北の二谷に分れ、民家諸所に散在す。南方に三頭（ミクニ）山あり、多摩、津久井、都留の國郡界に當る。

新記云、檜原村は秋留郷内の西にして、土地高低あれども、漸く西へ上る地勢なり、南北は皆高山にて、西の方へ環廻し、中央に嶺あり、村の西より起て五里餘、猶西に抵て南北の山と相接す、これを中くゝと稱す、秋川その谷底をながる、兩岸はすべて巖石つらなりたつ、其高さ六七丈、或は二三丈なるもあり、北谷十組、南谷十組、總て廿三組なり、小田原北條氏役帳に、平山長吉が當所を領せし由のせたれば、古き村なるを知らる、平山氏の城址は、村の中央吉祥寺の後山是也、土民の傳へに、平山伊賀守氏重、其子新左衛門[illegible]と云へり、[illegible]なる山巖、數十丈峙ちたる所に、三段の瀧あり、其瀧の上なるもの、水幅三尺許にして、高さ二丈許、次の瀧高三丈許、下に三四間の淵あり、それより又七丈餘みなぎり落つ、其下は七八間四方の淵にて、深きこと測しるべからず、關あり口留番所と唱ふ、こゝより甲斐國都留郡へ出る道、及び相模國津久井郡へ出る道と兩岐あり、橋は口留番所の前にて、秋川に架せり、兩岸は一圓に岩石にて、絶壁六七丈許なり。

大嶽（オホタケ） 檜原村の北嶺にして、一名御前山と云ひ、標高千二百八十米突、[illegible]青梅の谷との界際にあたれり、山の東南に大瀑あり、高三十餘丈、水幅數尺、又鈴が尾の七瀧と云ふ瀧山中に在り、七段と爲りて落下す。

新記云、大嶽山（オホタケサン）は多摩郡中第一の高山にして、藏王權現を鎭座す、大凡東西の徑り二里許、南北一里餘、西は御嶽山につゝき、社領十五石もその內にあり、山麓八割より、北へ登り東に廻りて、嶮路四十二丁を歷て本社に至る、中腹に平坦百五六十步の地あり、老杉鬱々として繁茂す、それより石磴二十餘級を歷て、二百步許なる平地あり、これ本社の在る處なり、こゝは老杉雜木叢も茂れり、それより又路を左に取て上る、凡八丁許を經て、巉巖危石多し、俯仰して藤蘿にすがり絕頂に至る、相傳へて群仙會聚の地なりと云ふ、或は曰く、この山往古は御嶽山の奧院たりしに、天正年中社領の御朱印を附せられしとき、兩社に分ち賜ひしにより、各一社をなせりと、稍おぼつかなき說なり。

大久野（オホクノ）

又大久能に作る、今大久野村と云ひ、五日市の北一里にして、五日市、青梅の二大溪谷の間に於て、別に一溪を占む、水御嶽の東に發し、溪の長さ四里許。

新記云、大久野村は古水帳には山の根筋小宮領とあり、山の根とは郡中西北の方、山々に近き所をすべていへり、又村內神明社、元龜三年の棟札に、武州多西郡大久野郷越地村とあり、この越地村は今村內に越地坂と云ふ名殘る、山祇社、至德年中、平山武者所季重の末流、日奉守吉當郡の司たりし時、建立する所とぞ、今社に掛る鰐口の銘にも、守吉が納めたるよしを刻せり、「大久能郷、山神鰐口、至德三年丙寅、日奉守吉」云々。

平井（ヒラヰ）

今平井村と云ふ、五日市の東北一里半、代繼の北とす。村內鹽澤の寶光寺に、鹿の湯と稱する鑛泉あり、溫度低しと雖、寬文貞享以後、文化の頃まで、之を酌み江戶へ送り、奏功を稱しければ、每年馱運數百樽なりしとぞ。

寄進鶴岡八幡宮、武藏國平井彦次郎跡事、右爲當社領、所寄附也者、守先例、可致沙汰之狀、如件、

應永十九年三月　左兵衛督源朝臣

大久能川（オホクノ）

又平井川と云ふ、御嶽の東に發して東流す、長四里、草花、二宮の間に至り、多摩川へ入る、此一溪谷は秋川（五日市の谷）と青梅峽谷との中間に居る。

新記云、平井川、水源は大久野村三ッ澤入より出て、大久野川と云ひ、又平井村に入て平井川と唱ふ、川幅七八間或は十四五間、砂利川なり、深さ常に二三尺許、平井を經て東流し、草花村と平澤村の間にて玉川にそゝぐ、水路二里餘なり。

草花（クサバナ）

平井の東にして、多摩川の西岸に居る、即二宮の北隣とす、其東岸は福生、羽村等の地とす。草花に相並び、原小宮村あり、蓋此邊を小宮領の本據とす。

武州多西郡、小宮大明神御寶前、（中略）寬正四年癸未、林鐘日、淸史銘、大檀越上杉上野介憲明、願主別當秀全、大工小河郷重能。

（小宮）

小宮神社（コミヤ）

新記云、草花村小宮明神、々領七石、近世小宮領とて、郡內五十九村（郡の中程より西の方へわたる）を總ふるは、此社を惣鎭守とせる村々ならんとも說く、寬正四年古鐘銘には、上杉上野介憲明とあり、上杉家譜を閱るに、憲明と云人なし、もし家譜には脫せるか、此人上杉の一族にて、小宮ともいひしと見えたり、又吾妻鏡、建久六年の條下に、右大將家東大寺供養の供奉人の中に、小宮五郎左衛門と云へる人あり、又嘉禎四年の條に、賴經將軍上洛供奉人の中にも、小宮左衛門次郎直家、これ等の人は古へ此地に住せしならん。〇按に、近世小宮領と云へるは、西多摩郡より南多摩郡へわたり、今も秋川谷の中なる乙津の邊に、小宮村を立て、八王子の東、粟須、石川などをも小宮村と改む、昔舊領名に採れるなり。

長淵（ナガフチ）

今友田、駒木野、千筒瀨、河邊等を併せ調布（テウフ）村と改む。草花、平井の北にして、多摩川の南北にわたり、丹波川谷の峽口にあたり、青梅町と相接す。羽村の鎭守阿蘇神社の棟札に「天文五年三月廿日、武州杣保、長淵郷羽村、大旦那平朝臣三田掃部助定重」云々、往古は此所より青梅邊、すべて杣保長淵郷といへり。

友田（トモダ）

今調布村の大字なり、長淵の東南にして羽村に對し、多摩川の右岸也。〇新記云、友田の方砂山は、村の南にあり、或は萬字峠とも云ひ、八王子の往來この山にかゝれり、嶮峻曲折なる坂にて、登り下り頗るかたし、すべて此山は松樹生茂れり、阿須（アス）山は方砂山の續きにあり、山の東は羽村に對せり、長さ三町許の間、斷崖赤壁數十百仭、玉川の岸に峙てり、最も勝景の地なり、土人云ふ、關東七阿須の其一なりと、然も六ヶ所は何れの郡にありと云ことを知らざるなり、高麗郡阿須山など其一にてもあるか。

駒木野（コマキノ）

今調布村の大字とす、長淵の西に隣接し、青梅町と河水を隔てて其南に居る、何の頃にや北條陸奧守の文書に、駒木野下村等の村名を載す、下村は駒木野の西一里。

一五拾五貫文　高麗郡內平澤之郷
一拾壹貫文　駒木野、丹三郞、橫吹
一貳貫文　下村、二又尾屋敷
一小曾木郷御代官所、如前々、
右今度、師岡與左同時、御嶽山致籠城、抽而依走廻、本領被下置、彌々可令忠信者也、仍如件、
十二月廿八日　氏照（花押）
野口刑部丞殿

杣（ソマ）

杣保名にして、或は相馬（サウマ）に作る、丹波川谷の諸村を籠めしものゝごとし（友田村藏王權現鰐口の銘に、文和三年武藏杣保、云々）故に此に係く。此保は戰國の

頭にあたり、三田氏の領有なりき、西は大菩薩嶺を踰え甲州へ通ず。○古記云、長淵村永昌寺、本尊聖觀音、坐像にて長七寸許、蓮座に銘あり、その文に「武州杣保長淵郷、大澤村永昌寺之尊、本尊、三田備州太守[illegible]定門、奉造立、享徳年中絶矣、旦那平[illegible]重貞、云々、寶徳丁丑」とあり。(二俣尾、三田を參考すべし)

海田郷（アマタ）

和名抄、多摩郡海田郷、訓安萬多、今詳ならず、もしくはアマタ(又はウミタ)を、後世ミタと轉訛したるにあらずや。青梅長淵等、いはゆる杣保を三田領とも稱したり、二俣尾を參考すべし。

青梅（アヲウメ）

今青梅町、人口五千五百、西多摩郡の[illegible]、鐵道東京を去ること三十二哩、[illegible]、並びに石灰、石材、木材等の産出頗る盛なり、武藏國に於て、八王子、川越に亞げる大邑とす。新編志云、青梅村は杣保の中なり、[illegible]民戸四百餘、大[illegible]を通じ、左右に連住し、近く[illegible]在せり、甲州へ往返の旅人多くこゝに路をとれり、故に甲州裏路と云ふ、本道小佛よりは二里程近き故なり、此邊の土人常に青梅縞を織出せり、當村は其本[illegible]にて、他村より出すものといへども、私に賣買をゆるさず、毎月四度の市日を立て、近郷より悉く持來りて交易す、是を縞市と名く、相傳ふ此市は[illegible]年に創りて、今に連綿と繁昌するといふ、毎月ことに二七の日を以て、六度の定市なりしが、故有て七日廿七日の兩度を[illegible]新町へ讓りしより、月四度となりしが、別に二日十七日の兩日を建て其代日となす、此日は紬布の交易を禁し、[illegible]た、日用の諸品を賣買す、是を名けて[illegible]市と云ふ、[illegible]に住居の人も常に富饒し、郡中に於ては[illegible]市町に[illegible]つゞきたる[illegible]、[illegible]許、天ヶ瀨淵とて、十餘丈の深淵あり、急湍[illegible]て澄潭鳴動す、往來の[illegible]激流に臨むゝ時は忽に顛墜す、多摩川第一の險所となす。

金剛寺（コンガウジ）

青梅町天ヶ瀨に在り、無量壽院と號し、眞言宗、[illegible]寺領二十石、末寺二十五院を統べたり、庭前に一梅あり、之を青梅と名づく、寺傳に聞くに、古い[illegible]結て、現在いもには其[illegible]にて、昔は傳說の如く、其實常に青色なりて[illegible]落せず、翌年花の時に至てなほ落ちなく、新に實結ぶころ始て枝を辭せしが、近來保ちあしくして[illegible]落すること多しと云へり、「[illegible]」地名について傳會せる說[illegible]。

勝沼（カツヌマ）

青梅の東に接して、近世には乘願寺村、西分村と云へる部落ありて、勝沼郷とも總稱したり。(霞村の師岡を參考すべし)近年青梅町へ合併して、大字勝沼と唱ふ、[illegible]にあたるか、又乘願寺に[illegible]あたるか、[illegible]、新編志云、西分村に[illegible]となりし時、西の分と名付け、上下師岡の二村は師岡某居城せしによりて稱し、根ヶ布村は此あたりより谷合へ入こむ山の根にあればなづけたりと、[illegible]勝沼山と號する[illegible]、[illegible]りしことは知るべし。武藏地理志云、[illegible]十五年、[illegible]條長[illegible]の[illegible]に「[illegible]北、[illegible]」に、三田彈正忠氏宗が[illegible]に、一夜なるか[illegible]行に、これなることわざ[illegible]といふ[illegible]、[illegible]登には[illegible]勝沼といふ[illegible]、三田彈正忠氏宗、[illegible]」と記す、三田氏は[illegible]勝沼に居りて、多摩郡の西部を領せる事、[illegible]見て明白なり、藤澤の[illegible]に[illegible]は「朝霧深く分入て行に、山あり、いは山といふ、此山の[illegible]は甲斐、山、北はちゝぶなど申はべる、それよりむさし[illegible]に勝沼と云所に[illegible]」とあれど、藤澤と勝沼との間には、武相の境なる小山あるのみにて、甲斐の山にも秩父にも遠く、全く實際の地理に違へり、されどこれも津登に取りしなり、但し津登には勝沼の地より、西北の連山を望みし景を寫して、「此山[illegible]、後は甲斐の國の山、北は秩父といふ山につゞきて、誠の深山とはこゝをいふなるべし」とあり、道富の紀事なり、然るに紀行は之を移して、藤澤と勝沼の間に置きしは、大に地理を失へり笑ふべし、又勝沼の領主を齋藤加賀守安元とするも、永享記には「道灌の馬廻齋藤加賀守安元、分陪あり[illegible]とて、定政に召し出されけり」とありて、實名まで同じけれど、長狀は延德元年のものにて、其頃すでに老功なれば、天文十五年の頃には、百歳を過さん、甚だ覺束なし、況んや勝沼には、永祿六年まで正に三田氏居りしこと、他に確證あり、即根布村天寧寺の大永元年の[illegible]銘に、大檀那三田彈正忠平氏宗とあり、此の政定の氏宗の子なる事は、津登に見ゆ、若大永の頃には父氏宗死去、若くは隱居して、政定の代となりしなり、又青梅の金剛寺の三田氏の[illegible]の奥書に、永祿六年三田彈正忠綱秀死去し、[illegible]北條に滅さるる事を記す、思ふに綱秀は又政定の後にして、三田氏の最後の人なり、これを以てこれを見れば、三田氏の永祿六年迄、依然此の地に居りし事疑ふべからず、又北條分限帳を見れば、武藏の諸部は大概北條氏の領有なるに、獨り多摩郡のみは僅に見えず、[illegible]は永祿[illegible]年の調査なれど、三田氏[illegible]、多摩は未だ北條氏の有とならざりしならん。

日向和田（ヒナタワダ）

今日影和田竝びに下村、由木等と合せ吉野村と改む、青梅の西に隣り、町役所の南北に跨る。石村本村等の東北の[illegible]に、此地まで[illegible]、此邊[illegible]約二百三十米突、[illegible]に鍾乳岩洞[illegible]、石灰山と云ふ。○新記云、日向和田の巖穴は、村の中程より北の方、山の半腹にあり、竪に五尺許、横四尺程、深さ五六

間、其奥はしれず、坑口にあらず、自然の窟なり、所詮石にて、日原山中の窟と同じ。

二俣尾（フタマタヲ）　今澤井、御嶽を併せ三田村と改む、青梅の西一里。三田とは近世の領名にして、中世の杣保にあたる、杣保の舊主三田氏の故跡、即此に存す。新記云、二俣尾とは、通路左右に分れ、西は甲州大菩薩峠へ通ひ、北は（名栗を經て）秩父郡大宮へ赴くべし、故に其名起る、古へ三田彈正忠が居城とせしより、子孫代々この地に住す、三田彈正少弼綱秀は、平將門十六代の後胤、杣保の領主、初め鎌倉管領上杉顯定の幕下なり、然るに天文年中、上杉氏衰へ、北條氏康關東に威を振ひ、大半之に從ひけるに、綱秀は長尾（上杉）輝虎に信服し、關東の諸士大半北條に歸するも、綱秀之にも靡かず、尚輝虎に屬し三田に籠城せしかば、永祿六年氏康之を攻めけるにぞ、綱秀力さゝへ難く、三田の城を捨て岩槻におもむき、遂に自害す、年七十四、高山淨原庵主と謚す。

海禪寺（カイゼン）　二俣尾に在り、曹洞宗、寺傳に曰く、寛正年中僧益芝創始、長勝と云ひ、其師一州を推して開祖に准す、五世太吉の時、三田彈正綱秀にはかり再興し、寺號を改む、天正十九年、寺田十五石の朱印を賜ふ。

三田（ミタ）　今二俣尾邊の村名とすれど、元は領名たり、蓋三田氏の舊領内なれば歟。而も其三田の名は、二俣尾の盆地山中の沃土なるを以て起りしに似たり、即和名抄海田の訛にて、元はウマタにやあらん。（新記云、三田領は多摩郡の西北隅にして、すべて青梅近傍五十五村なり、東西十里に餘り、南北三里にたらず、いつの頃より唱初めけるや詳ならず、土人の傳へに、承平の年間、この地に平將門居舘を構へて住せしゆゑ、其子孫三田氏を稱し、こゝに住せし事凡十七代、彈正少弼綱秀に至るまで、連綿として領せし地なればかく唱ふるよし云へり、されど國初迄の古き文書にも相馬保、或は杣保の唱はみゆれども、三田領の唱あること曾所見なし。

御嶽（ミ）　二俣尾の西南なる橫嶺にして、檜原の大嶽と相表裏し、一郡の鎮山に推さる。山中に神祠あり、和州の金峰藏王權現に擬したるを以て、さゝケ又はキンタケと稱し、今に修行の徒多し、近時避暑探險の客の至る者あり。二俣尾より一里、萬年（マンネン）橋に在り、丹波川を渡り、之より南へ御嶽に上る、陰阻凡一里、山上に神祠并に祠官の宅あり（祠官を御師と云ひ、客を留めて庵室を假せり）標高八百六十米突。

新記云、御嶽村は權現の神領にして、往古は杣郡秩父嶽とも稱して、自一郡をなしたる地なりしと、或は金峯山とも呼べり、是は吉野金峯山に擬して、藏王權現を當山に勸請せしよりの名なり、故に又三芳野とも唱ふ、山中陰森として、奇石、怪岩ことに夥し、鸚鵡（オホン）石は御嶽山と甲籠山の間にあり、深谿に枕して特峙數百仞、其形は嶮岨にして最奇狀なり、この岩に向ひて呼べば、聲相應和すること、こだまの如し、寶の瀧、御嶽祠の南十町餘にあり、一流七級に段をはこびて落ち、長さ凡三十丈に餘れり、故に七瀧とも呼ぶ、此瀑の左右岩石羅列し、最寂寥の境なり、御嶽山祠は中央の山頂に在り、一碑あり、近時社傳によりて文を勒す、古鏡には「奉鑄金峰山御鏡、徳治二年、大檀那壬生氏女納之」云々、地主祠は山祠の後にあり、延喜式に出せる大麻止乃豆天神にして、神明を配祀せりといへり、されば最古き神社にて、御嶽の鎮坐以前よりの神なるにより、地主とは稱するなるべし、されど今は末社の如く成たり。

御嶽山碑云、此山蒼藏王權現之古蹟也、相傳、日本武尊征伐東夷、凱歌西歸之日、藏兜此嶺、武藏之名由是起矣、天正十九年辛卯、神祖賜命、改作祠宇、附以三十石、世々奉祭斯地也、峰巒鬱茂、形勝幽奇、三伏之候、天風凛々、冷氣逼人、歷遊諸峰而南行、有瀑布百尋、飛流於帷巖蒼翠之上、白石可以洗塵累、松杉可以忘身世、雲影搖曳、瀰空中之素練、松籟飄颻、奏徽外之冰絃、壁立之翠屏崔嵬、櫻木之長堤夾路、使上登者、心垢頓滅、塵慮清涼、何異到于補陀落伽、云々、文化三年、青梅、岸鳳質文淵撰、

澤井（サハヰ）　今三田村の大字とす、二俣尾の西に隣る。○新記云、澤井村板橋、多摩川にわたす、御嶽村へ通ふ所なり、長二十一間幅四尺、洪水の砌も通行せり、兩岸より大木をなげ出し、柱なく架せし長橋なり、土人名付て萬年（マンネン）橋と唱ふ、常に牛馬を通せず、青渭神社、除地山林一町五段、村の北大丹波村の山境にあり、山上へ登ること十八町、山路曲折す、社說に御嶽山青渭神社と號す、延喜式神名帳に載する所にして、祭神は大己貴尊と云ふ、されど古き記錄の徵とすべきことあるにもあらず。

（萬年橋）

丹波（タンバ）　大小の二つに別れしも、今棚澤、栃澤などゝ相併せ古里（フルサト）村と改む、御嶽萬年橋より西一里。丹波とは多摩と語源を同くして、後世訛りたるものとす、名義は玉なるべければ、古代玉を拾ひし淺淵なりけん。

棚澤（タナサハ）　小丹波の西に隣る、丹波川の峽流此にて一灘をなし、魚留と名つく、高二間半、幅二間許。流水岩石に嚮束せられ、僅に崖壁を破りてそゝぎ下る、毎年麥花の節に、鱒の魚下流より登り來り、跳りて之を飛揚す、頗奇賞なり。

氷川（ヒカハ）　今氷川村と云ふ、小丹波の西一里半、丹波川と日原川の合流する所にあたり、甲斐秩父の兩山路の分岐なれば、一小驛の狀を爲す、青梅へ五里。小河內、丹波山を經て、大菩薩峠（柳澤）へ十里、日原仙元峠を踰え、大宮へ八里、此邊標高約三百四十米突。

新記云、杣保氷川村に氷川明神あり、村名も之より起るといへり、この地は日原、小河內、青梅の三方へ往來す

る巷なれば、日原及び近きあたりの山中より、日々こゝへ炭を負ひ来れり、又青梅辺よりも日毎に馬を引来り、この地の炭、白箸、木履、其外山中より造り出せる様々の品を買取てあきなふ、彼是交易の所なり。

日原（ニッパラ）　（仙元峠）

今氷川村の管内とす、日原川は西北雲取（クモトリ）山に発し、氷川駅に至り丹波川へ入る、長四里。日原より北に登れば仙元（センゲン）峠に至る、標高一千四百米突の険坂なり、北に下れば即秩父郡浦山、影森の地なり。〇新記云、日原村に文安二年の鰐口をかけし古社二つあり、又文明年中の鰐口ある薬師堂もあれば、古くより人家も多かりしこと思ひ知らる、其辺山上の雑木を伐り倒し、やゝ乾きたるなりをうかゝひて焼払ひ、稗粟、大豆、蕎麦の種を植うれば、外に糞の功を待たずして生熟す、これを焼畑といへり、農業のいとまには、男子は山へ入て木を伐り、炭をやけり。

雲取山（クモトリ）　（一石山）

日原川の源にて、坂東山系の雄峰なり、標高二千米突、古甲斐の境に属し、山背は西北鴈坂峠、甲武信に（甲州山梨郡）に連なる、雲取の山陰には三峰（ミツミネ）社あり、其支脈に属す、山南の谷を丹波山と云ひ、甲州都留の管内とす。新記云、雲取山は日原の西なる国境にありて、三峰（ミツミネ）山の中にわきて高し、妙法、白石の三峰並立して、三峰と云ふ、大日谷の窟は日原村より十八町許、一石（イッセキ）山と云ふ、こゝに一石山権現社あり、磐石数百個、高数百尋、窟中数百歩なれど、盡く一石なればこの名あり、且窟中には種々の形をなせし岩あり、作米岩も大日窟に在り　渓に傍ひ山に倚りて、一岩独立、高さ二十丈余、横長の周り三十間、其頂は尖れり、是等の洞穴いづれも汁谷なり。

小河内（ヲカウチ）

今小河内村と云ふ、氷川駅の西南二里半、丹波川の峡谷中とす、標高約五百米突。温泉あり、大字原村の熊野社の傍に涌出し、鶴の湯と称す、鉱泉志云、小河内湯は硫黄性、温八十七度、乃至八十九度、山腹小平地に涌す、泉池方六尺許、実に数穴あり、是を浴槽に導き、客舎六七戸、浴槽火を加へて使用す、之を去る三町許、又二泉あれど、湧量極めて微少なり。新記云、小河内温泉、広さ方四尺、此湯平生は少しく温なれども、暁と午時夕暮の三次は、日毎に沸出る事ありに熱せり、里人浴舎を架り居屋となし、湯治せしめたる、客舎二三戸あり。〇小河内の西三里余にして、武甲の州界を定められ、其内は即丹波山にして、都留郡の管内とす、小菅川、小留浦見岡にて丹波川へ入る。

霞（カスミ）

今霞村と云ふ、もと水名にて、大字根ヶ布（ネカブ）の天寧寺に霞清水存す。青梅の東にして、平野に属す、入間郡（旧高麗郡）界に近し、霞川あり。

霞川（カスミ）

天寧寺境内の清泉より出づ、其源を霞の池と称するより、川の名にも唱ふ、師岡村城山の麓を流れ、北へ折れて藤橋、大門、富岡等の村里を経て東北し、入間郡金子郷へ入りて、黒川とも云ふ、入間川に注ぐ。

鹽船（シホフネ）

今霞村の大字とす、西林寺十二坊の跡といへる所に、塩船観音あり、[illegible]文二年[illegible]の建[illegible]あり一[illegible]、[illegible]宗門鑑[illegible]、[illegible]保内[illegible]長[illegible]字見ゆ、[illegible]名を[illegible]たり、[illegible]十二坊なるべし、什宝[illegible]帳[illegible]、[illegible]百体[illegible]、[illegible]内にあり、古よりの[illegible]に、[illegible]道[illegible]、[illegible]古[illegible]、[illegible]、[illegible]ありと、[illegible]杉本坊、[illegible]村より[illegible]あり、[illegible]ことないせて「霞はたゝわけ入八重の外山哉」この家の後は甲斐の山、北は秩父などいふにつゞきて、誠に深山とはこゝをや申すべからん、此山ふかき心なるべし、同村に山寺あり、[illegible]と[illegible]、[illegible]寛文野風の花に同一堂。〇青梅町に普化宗の門、虚無僧の鈴法寺ありき。

天寧寺（テンネイジ）　（根加布）

今霞村大字根ヶ布（ネカブ）に在り、小曾木村に隣接す。〇新記云、天寧寺は曹洞宗、寺領廿石を附せらる、末寺凡三十七院をすふ、古鐘銘に「武州杣保、小曾木郷、高峯山天寧寺、開山一華文英禅師、一世[illegible]和尚之代、大檀那平氏朝臣、将門之後胤、三田弾正忠平政定、大永元年」云々、寺池、本堂の後背にあり、南北五十歩、東西廿歩余とす、霞川の水源なり。

師岡（モロヲカ）

今霞村の大字とす、保元物語、源義朝の侍に、武蔵国の武士を挙げて、河越、師岡、秩父党とあるは此地在の家名にや、別に橘樹郡にも師岡あり、不審。新記云、師岡山城守某の居城の跡とて、土人城山とよぶ十五六歩の登りなり、其地総て妙光院の山林なり、柴屋宗長が東路の記に「永正六年八月十一日、武蔵国勝沼と云所に至りぬ、三田弾正忠氏宗、この所の領主たり」と記せり、又根ヶ布村天寧寺、大永元年の鐘に、大檀那三田弾正忠平政定と鋳る、この政定はすなはち氏宗の子なり、三田氏の居城なることしるべし、その頃は此辺みな勝沼と唱へて、この城も勝沼城といへるなり、[illegible]、永禄三年、三田弾正少弼綱秀[illegible]、没落して小田原北条の領地となり、家臣[illegible]守[illegible]て居住せしより、師岡の名起りしも知るべからず、小田原[illegible]に[illegible]、二十五貫の地領[illegible]しこと見えたり、此山城守、[illegible]し、[illegible]この頃にありて、[illegible]に[illegible]。

小曾木（ヲツギ）

今小曾木村と云ひ、富岡、黒沢をも併す。元は[illegible]すべて小曾木郷と唱へけり、[illegible]に接す、北小曾木は今成木へ併せらる、富岡山あり、古[illegible]名村とす。新記云、小曾木郷に[illegible]を出す、[illegible]、天正十八年、

八王子落城後、北條の家臣小曾木山に引籠り、始めて石灰を燒し、慶長年中、江戸城造營の時、此村の民八石灰御用をつとめし功に因り、今に至るまで村の役に宛られずと云ふ。北條の臣とは、佐藤助一郎のこと歟、成木村にも石灰を出す。

成木（ナリキ）　(成木川)(愛染院)

今成木村と云ふ、青梅の北東一里、飯能(入間郡)の西南一里。溪流は成木川と云ひ、東北に傾きて、入間川へ入る、長三里。〔新記云、成木山安樂寺愛（アイ）染（ゼン）院の緣起によるに、此寺は大將軍足利尊氏、曆應年中の草創なりとあり、此所を成木郷軍茶利村と唱ふ、往古はかゝる盛んの寺なりしが、其後しばしば兵火にかゝりて、堂宇及び什寶等をことごとく燒失す、天正十九年、寺領七石の御朱印をたまふ、この文中には高麗郡とあり、いまは當郡に屬したれど、郡の堺の村なれば、古くは彼に屬しこれに隸せしことまゝあり、寶篋印塔、本堂の西の方にあり、高さ二丈五尺、廣さ二間半、經藏にして、愛染明王を安置す、軍茶利明王堂、安樂寺の境内つゝき東の方にあり、仁王門、仁王の木像一は黑く一は赤くして長七尺ばかり、その作を傳へざれど、いかにも古き像にて、鎌倉時代の佛師などの作れる者にも有べきや。

依天下之御弓矢、當寺之鐘御借用に候、速に可有進上候、以世上御靜謐之上、被鑄立、可有御寄進、當先此御證文、其時節可被遂披露旨、被仰出者也、仍如件、

天正十六年戊子正月五日　(北條家奉行人)
成木　愛染院

箱根崎（ハコネガサキ）

今箱崎村と云ふ、霞の東南に隣り、青梅の東二里、北多摩郡三ツ木（ミツギ）、中藤（ナカトウ）に接す。此地より東方、久米川、野口、山口に至る二三里の間、丘陵稍廣大なり、武藏野の平原に於て、顯著なるを以て、特に狹山、村山と稱せらる。其最高峰は箱根崎の東に於て、標高百九十餘米突、(東村山を參考)俗稱峰山とも云ふ。〔新記云、山口領箱根圓福寺は、天正十年四月十二日、甲州武田家の加藤(初鹿野とも)景忠、并に子息次郎左衛門信景等討死の事、其家譜に見え、墳墓存す、箱根崎、殿（トノ）が谷（ヤ）、石畑などを古へ村山（ムラヤマ）郷と稱したり、當國七黨の一なる村山黨とす。

阿豆佐美（アヅサミ）天神社　(村山)(殿谷)

今箱根崎に在り、近世社領十二石を附せらる、當社は延喜式內、當郡八座の其の一にして、往古より此所に鎮座すと云ふ、されど舊記の微とすべきものもみえず、近村奈良橋村など、阿豆佐美の里と稱す、當所に近き所なればかく唱ふるとぞ、又享保年中の棟札あり、其文の中に文明十四年、村山に住守、同雅樂助等が再修せる由見ゆ。〔新風土記〕

箱池（ハコ）

武藏野の中央なる高岡、狹（サヤ）山の北の尾崎にあたる一泉池なり、故に狹山池とも呼ばる、入間郡にも狹山の池あり。

堯惠北國紀行に、武藏野を分侍るに、野徑の邊、名に聞えし狹山あり、朝の霜をふみ分て行くに、僅かなる山の端にかたちばかりなる池あり、氷ゐし汀のかれ野ふみ分て行はさやまが池のあさ風に　とあるは、多摩郡の此池の事にあらず、入間郡なるべし。

再記云、箱の池は狹山池なり、箱根崎の地名も之に因る、今此池の東に分水の道あり、引口幅九尺許もあるべし、こゝより石畑、殿谷、岸、三木等、數村の田間、一里餘を流れ、砂川村の北裏にて、多摩川上水に合せり、古へ沼池の廣さは十五丁四方ありしともいひ、又九町八段歩ありしとも云ふ、今は悉く水涸れて、芝生の地となれども、中窪みて猶も昔の池ありしさまを思はる、左れば近來東に寄せ地を穿ちて、再び小池となし、玉川上水の助水の道を通ぜり、六帖に、

武藏なる狹山の池のみくり繩くかば絶えずや我て戀ぬ

羽村（ハムラ）

今川崎、五ノ神を併せ、西多摩村と改む、青梅の東南三里、鐵道停車場あり、多摩川、村西を流れ、東京上水道の渠口を此に設置せらる。

新記云、羽村に水門を置き、多摩川を二派に分つ、玉川上水の口なり、水門二ヶ所、各廣五間、水深四尺五寸許を以て定尺とす、四時に隨て進退あり、水溝の濶凡六間、此外分水口數ヶ所、通計凡三十四ヶ所、水門口より江戸四谷の大木戸まで、水路凡十二里十九町餘、承應元年、閣老中松平伊豆守信綱奉行し、羽村に於て水門口を置かれ、流を分ち江戸へ條達せしむ、注灌の功全く成る、その此の功をおこせしものは、清右衛門庄右衛門とて、江戸住居のものなり、成功の後かれらを御普請役に命ぜられ、しかも多摩川を以て氏號に賜ふ、後兩人共によからぬふるまひありしかば、罪かうむつて家は絶ゆと云ふ、又入間郡の畠の灌漑に、此水を引れしも、伊豆守信綱のときなりとぞ、陣屋二所、水門進退のため川のほとりに建置き、御普請方同心常に來りて在番す。

玉川より江戸へ取候水道、爲御用、伊奈半左、野村彦太、今井九右、手代壹人宛、并江戸町年寄壹人、彼地へ被指遣候間、其方手代壹人出し可被申候、日限之儀者、來月五日四ツ前に、高井戸迄出合、相談仕候樣、可被申付候、委細は伊奈半左手代、可申候、自然大雨降候者相延、翌日罷出候樣、尤候、以上、

二月廿五日　曾源左衛門(印)石將監(印)
神備前守(印)松出雲守(印)
設樂權兵衛殿

上水記云、承應元壬辰年までは、江戸御城內及び御城下、上水道無之、下々にては所々の水溜、溜池などの水を汲み、樋にて仕掛取用て、不自由なりしかば、上水道を町奉行神尾備前守の御尋に由りて、庄右衛門清右衛

門、諸方相求むる所に、羽村より江戸まで、道法十三里の水盛を、相考へ、御用水に成るべき旨、繪圖書付を以て評定所へ申出るにより、御老中阿部豐後守以下、道筋六日の逗留にて、見分相濟て、江戸へ歸參、同年十一月廿五日、評定所にて上水道堀普請取掛之儀、兩人へ申渡、翌巳年四月四日より堀初、同年十一月十五日まで、四谷大木戸まで堀渡す、玉川より水仕掛け可しとの儀にて、羽村大川にて堰仕立、水仕掛る處、無滯四谷大木戸まで水仕掛け來る、夫より虎御門まで[illegible]堀立、十月に水來り、其後追々分水ありて、諸方上水に取用ふる由なり（職有要覽記には、承應二年正月十三日、[illegible]市人等、八王子宿川の水を、府内に引入事を計りて、其出しを許され、費用とて金五百兩を給ふと）○府内備考云、承應記に、三年、玉川清水、日本橋より南は水道を用ゆべしと仰出されし、云々、又官文年鑑を引て、十年庚戌五月、玉川水道狹く有之候に付、三間廣く致し、兩方に土手植木可仕旨、また水道之内[illegible]町年寄支配可仕旨、老中傳達之、云々、又享保撰要集に、元文五年、羽村へ水路三百十間を堀替したり、と見ゆ。

(熊川)

福生（フッサ）

今福生村と云ふ、羽村の東南に接し、多く多摩川の岸邊とす。生字を[illegible]の音に假れること、其故を詳にせず。此村及び熊川村は、近世拜島領の中なりき。○多摩名勝圖會云、熊川村々民、北條家の文書二通を傳ふ、[illegible]郷と載せ、[illegible]北條氏照の御判を押せり。

北多摩郡（キタタマ）

玉川の北方にして、狹山に連岡并びに堺界を以て、入間郡と隔て、東は荏原、豐多摩に至る。全郡西東、淺平の丘陵起伏すと雖、固より一望平原たるに均しからず、開けたる武藏野の東北なり。上水道あり、西より東に貫通して、灌田沃饒に使用せらる。今面積十六方里、三町三十六村、人口[illegible]、府中町に治す。（本篇は新座郡保谷村を此郡に係け、清戸村を新座郡へ移す）

(多東郡)

北多摩は明治十三年の分郡に始まる、近世には拜島領、府中領の區劃ありて、諸村をすべたり。中世の多東郡にあたり、[illegible]の舊邑とす。○多東郡の汎稱も、戰國の頃には濫泛して[illegible]なかりしにや、古文書に多東郡小机庄、また田東郡[illegible]など云ひ、橘樹郡久良岐の地をも侵したる例あり。

拜島（ハイジマ）

今拜島村と云ふ、多摩川の東岸に居りて、高月、滝山、南多摩郡と相對し、福生、熊川の二村（西多摩郡）の南に接す。[illegible]あり、立川より羽村、青梅に至る中道とす。[illegible]記云、拜島[illegible]の宮と唱ふる所は、八王子より相模ヶ原へ[illegible]馬次なり、村民[illegible]の[illegible]には、[illegible]の[illegible]をなし、江戸[illegible]とも[illegible]、[illegible]十二年十月、北條氏[illegible]、[illegible]を攻むべしとて、[illegible]本陣を[illegible]と見ゆ、大日堂、[illegible]淨土寺とあれど、[illegible]、[illegible]石川土佐守[illegible]と云ふは、[illegible]、高月の五村を[illegible]せしよし也。多磨名勝圖會云、淨土寺の舊址は大神村に在り、大日堂は[illegible]なり。

大神（オホガミ）

今大神村と云ひ、拜島の東に接る、又相接して中神村あれば、中神村は大神、中村を合せたるものとす。[illegible]古書に[illegible]里と云へるにあたり、[illegible]古言[illegible]を知る、和名抄に[illegible]郷名なし、小[illegible]に近ければ、小[illegible]中より分れて、[illegible]の里名を負へる地也。[illegible]記云、古志大[illegible]、[illegible]多[illegible]人也、大[illegible]之[illegible]、[illegible]刀自[illegible]、[illegible]、[illegible]大伴[illegible]、[illegible]三年、[illegible]、[illegible]、其[illegible]

(鶴)

留園守家、云々。○多磨名勝圖會云、大神村に明神森あり、此社を鎮守とする故に、村名を大神と稱ふることとなれりと、又村内字淨土と稱する所、古墓碑の斷折せしを、數澤の中に積置り、正永、長慶以下の數十基あり、土人は、往古拜島の大日堂の舊地なる故、淨土と號する由をいふ。

福島（フクジマ）

今福島村と云ふ、拜島の東一里、立川村に近接す、福島と大神の間に、宮澤村、中神村あり。○多磨名勝圖會云、福島[illegible]に、永享二年、其外[illegible]、寛永等の古墓碑あり、[illegible]して宮澤村、宮澤山阿彌陀寺の境內にも、觀音の銘ありて、六字名號を草書に刻せし碑あり、外に文和、永和、應永、寛永等の古墓碑あり。

(宮澤)

立川（タテカハ）

今立川村と云ふ、甲武鐵道青梅線の岐分にあたり、多摩川の北岸に居る。府中の西二里、東京へ二十一哩、八王子へ五哩、青梅へ十一哩。

[illegible]記云、立川[illegible]郷を[illegible]なり、柴崎[illegible]の遺を特に立川郷とす、又[illegible]七[illegible]、西[illegible]の立川に[illegible]宗頼、立川入道[illegible]等を始めとし、立川氏多く見えたり、東[illegible]に立川兵衛尉、同三郎[illegible]等の名を載せたり、是皆地名を以て氏とせしならむ、又[illegible]内[illegible]守八幡宮、獅子[illegible]銅像の背面に銘あり「[illegible]十四年四月十五日、武州多東郡立川郷、柴崎村、八幡宮[illegible]地、[illegible]、立川[illegible]內女[illegible]々、本願[illegible]」云々、是等も[illegible]人なるべし、又中神村に立川宮内少輔が一族の屋敷跡ありと云ふ、此郷村は古戰場の地にて、今も土中往々矢の根を掘出すことあり、因りて按ふに、享德四年正月、鎌倉公方成氏、上杉の家老長尾左衛門尉と、武州立河の原にて合戰に及ぶ、又永正元年、上杉朝良河越の城に在りしが、山内顯定八州の人數を催し、上州平井を打立て、武州へ發向し、朝良を退治と聞えしかば、朝良此地へ出張して顯定と戰ふ、時に北條早雲、朝良へ加勢し、朝良大に勢を得

て、軍勝利ありて、顯定及び息定憲等、已に利なき處、翌日、顯定の弟民部少輔房能。越後國より多勢を率して馳來り、顯定の陣に加はりし故、山内の兵此勢に力を得て、新手を入替て朝良を攻めしに依り、其翌日の軍に朝良忽に敗北に及び、河越の城へぞ引籠りけりとぞ。

按に、享德四年正月立川合戰は、鎌倉大草紙に、二十一日府中分陪河原の事とし、此日上杉方の先手右馬助憲顯高旗寺に自害と云ふ、九代後記に二十一日、上杉宮内大輔憲秋武州池邊にて自殺とあるは、高旗寺と同地なるべし、二十四日再戰、上杉彈正房顯夜瀨にて自害の事は、大草紙九代後記同說なれど、夜瀨の地詳ならず、然るに、筑波大夫軍忠次第に「今年、享德四年正月廿一日、武州立川之御合戰、翌日二十二日府中之御合戰に、涯分致忠節」云々とありて、前二書の紕繆を補ふべし。

新記又云、立川郷土人の傳へに、北條高時の頃に、眞言密宗の驗者、文觀阿闍梨、勅に依りて高時調伏の修法を行はんとしけるが、事露れて、立川の地へ配流せられ、此地に住て別に密法を修し、これを立川流と號す、其後寄法を行へる事に因て破却せられ、其流絶たりと云ふ、按に、尾張の天野信景曰「眞言、我國にて陰陽家と混せしは、仁覺といふ僧、伊豆國に流されて、武藏國立川の陰陽師に行法を傳へしを、交雜して立川流と稱せしよし、寶鏡抄に見えたり、又說く、堀河院崩御、世に疑あり、初め僧仁寛、輔仁親王を立まいらせんと謀り、已が青童を女房に作りなし、密に主上を弑し奉らんとせしが、事露れて仁寛も童も伊豆國へ流罪なり、尾州中島郡萬德寺の藏覺禪抄に此事あり、盛衰記にもみえたり、仁寛はおそろしき者にて、至尊を呪ひ奉りしに、時の延臣罪をただし、死刑に處すべきを、流せしは云ひかひなく侍る、但し輔仁親王に禪からせましませしこともありしにや、其後餘黨終に弑し奉りしやうに、世に云ひけるとかや、一仁寛東國にて不法甚しく、武州立川陰陽師と詠して、「立川の邪流也」と云々、これに依れば、立川の新流を起せしも、古き事なり、上人の說の如きは、時代大に後れたり、傳說の誤りならんもしるべからず。

柴崎（シバサキ）

今の立川村は元立川郷柴崎村と稱したり。柴崎と青柳（谷保）の間に貝殼坂（カヒカラ）あり、中世の甲州路なりしが、今は村内へ通路を引入れたれば、貝殼坂の路絶えたり、此坂の崖下に多く貝殼を出す、滄海の産物の、溪道の下に出つるは一奇なり。

普濟寺（フサイ）

立川村に在り、臨濟宗、玄武山と號し、立川氏の菩提所とす。○新記云、普濟寺は御朱印寺領廿石を附せられ、十八院の末寺を統ぶ、起立の年代詳ならず、今寶山道賢大禪定門と題せる位牌あり、背書、大檀那立川宮内少輔牌と、之を尋るに立川は武藏七黨より出でしものにて、宮内少輔照重は、小田原北條に仕へて、天正の亂に共に滅亡せし者也、當院の境内、此人の壘城なりと傳へて、今に總門の左右より南へ掛て、土居并に堀跡あり、古石塔は本堂後背の墓所に在り、碧石の六面塔なり、每面廣さ一尺五寸、高凡五尺五寸餘、六方に四天と二王との像を彫り、その上に寶づくしをきざめり、佛體の畫樣、唐畫をうつして、名工の彫刻せしものに見え、銘もありて、碑面に延文六年辛丑、七月六日、施主了性立道圓判、と鐫付けたり。○按に、普濟寺の石碑は、其多數なること世に比なし。今日に現存するもの八十基許、其有銘の者は文永元年を最古とし、文和二年を最後とす、中に「正中三年、丙寅二月、時正妙心禪尼、爲逆修也」「同年月、時正有弁大德、爲逆修也」と見ゆるもあり。〔歷史地理雜誌〕

武藏野の月の山端や時鳥、　　三千風

小楊郷（ヲヤギ）（青柳）

和名抄、多磨郡小楊郷、訓乎也木。○今青柳（アヲヤギ）てふ名ののこれるに據りて、谷保、立川より大神、拜島などへわたれる古名にやと疑はる、青柳今谷保村の大字とす。○新記云、小楊郷は今其名の殘れるを知らず、或はいふ府中領青柳村ならんと、されど正しく是なりともおもはれず。

谷保（ヤボ）（谷保天滿宮）

今谷保村と云ふ、立川の東、本宿の西なり、安樂寺天滿宮あり、地方の一名祀とす。○新記云、谷保村は分倍庄栗原郷と稱す、谷保天滿宮は社領十三石五斗を附せらる、社傳に菅神太宰府へ左遷の時、三男道武玉川の邊に遷され、星霜を送らる、菅公薨し玉ふを聞、泣哀の餘り、此像を彫刻せられしといふ、道武當地の縣主貞盛と云へるもとにありて、その女を妻として一子をまうけらる、これを菅原道英と號す、後孫津戸三郎爲守、曾法然に皈依して、無常を感し自殺せしとか、此社傳いふかしといへとも、此邊津戸三郎の因みある事は、たしかなるべし、府中本宿彌勒寺に津戸勘解由左衛門尉菅原規嗣の古碑あるを觀てしるべし、當社古へは本宿にありしが、後この此地に遷せりと。

津戸（ツト）

谷保の舊名にやあらん、東鑑、正嘉三年の條に、津戸新民部丞といふ人見ゆ。○府中本宿彌勒寺邊の古碑に、

延文五年七月十日、津戸勘解由左衛門尉、菅原規繼、
子剋死去、　沙彌道經、

と刻す、谷保安樂寺には津戸氏菅原氏の由緒あることあまた傳へ、殊に津戸三郎爲守が血文の阿彌陀如來は、彼寺の重寶とす、如來は一尺五寸、座像にて腹中に血文ありしと云へど今はなし、傳癈したる也、爲守が京都にて法然上人の念佛往生に歸依し、自害最期の時、血文を爲したる事は、淨土宗の翼賛遺事に見ゆれど、法然上人行

狀傳記も、大同小異なり、法名蓮眞とありて、貫谷蓮生と匹敵す、今寺傳には、爲守か父な爲虞、祖父を孝標といふ、孝標は常陸介に任し下闕し、祖父[illegible]寺平重綱か女を娶れりと、されば名高き日記の作者孝標女は、重綱か外孫也。〔多摩名勝圖會〕

砂川（スナカハ）

今砂川村と云ふ、立川の北一里、玉川上水道の傍に民居し、近世の新田とす。

新記云、砂川村はもと荒野の中なりしか、村山郷岸村に居住せる、村野助右衛門といへるもの開けり、助右衛門の家に傳へたる、寛文八年の記録に「六十年以前、武藏野砂川と云處を取立、繼作申請」云々とあり、慶長十四年の頃開けし處なるべし

中藤（ナカトウ）

砂川の北一里に中藤村あり、其内に相接して三ツ木村、岸村あり、西多摩郡箱根崎村へ近し。名勝圖會云、中藤は入間郡山口村の西南なれど、山口領と云ひ、又村山郷と唱ふ、東は山口久米川より、西の方箱根崎まで、村山の總名を用ふ。

眞福寺（シンプク）

中藤に在り、文明九年の春、太田道灌十日餘の宿陣せし所とて、寺中に古碑多し、正應三年の古板碑以下、觀音堂の延文元年のもの、十王堂の康永、寶德、康正等のもの皆觀るべし。〔名勝圖會〕大日記云、文明九年三月十日、河越より二の宮の城へ押寄攻ければ、前打ちまけ、大石駿河守降參す、上杉景春は二宮を落て、武氏の御陣所成田へ參る、太田道灌は村山に陣し、舍弟圖書介、[illegible]六郎を大將として、[illegible]保（相模津久井）へ馳向はしむ

三木（ミツギ）（蛇堀川）

今三木村と云ふ、中藤と箱根崎の間とす、多摩名勝圖會云、蛇堀（ジヤホリ）川は村山郷山口領三ツ木村にあり、じやぼりといふを俗に誤りて殘堀（ザンボリ）と唱へ、此所の小名となり、三木村より南へ武藏野の方へはなれて民家あり、古へより宮の池の下流にて、東の方へながれて、末は武藏野へ出て、廣原の野水となれり、元和三年秋洪水して、此邊より寺中へ押行て、高安寺境内の觀音堂を流亡せしと、近き頃は玉川上水の助水となり、大雨なる節の溢水も堀渫有て、三四月頃より秋に至るまでは水流あり、此地より東へ流れ、砂川村、小川村の邊にて玉川上水へながれ入る。

奈良橋（ナラハシ）

今奈良橋村と云ふ、中藤の東一里、村山の總内とす、隣接したる芋窪村、蔵敷村の古[illegible]の鐘銘に、

奉鑄鐘一口、鹿島大明神宮前、建久三年壬子三月十二日、武州多東郡、上奈良橋村、深井三郎光政、敬白、

奈良橋の邊を[illegible]の里とも云ふ、武内[illegible]は、奈良橋の西二里なる箱根崎に存す。〔西國土記〕

狹山（サヤマ）（後谷）

村山の別稱なり、又今狹山村と云ふは後谷村の[illegible]にして、後谷も名高き村山、狹山の中なれば、明治改稱したり。即奈良橋村の東に隣り、宮中驛の北二里、世に狹山茶とて一名物とするに、村山の[illegible]にして、此後谷にはあらず（後谷の南分御音堂に、貞治七年の板碑あり）

狹山とは、村山郷東西にわたる山岡の總名に出でたり、今の北多摩、西多摩、入間三郡の境にあたり、武藏野の平原に峙ちて、蜿蜒するを以て其名著る、新記云、狹山とは東方野口村より、西方箱根崎まで、延袤三里、之を以て名谷とす、岩窪二三丁、古蹟ありて名所なることは、古人の歌に見えたり、千載集に、讀人知らず、

五月やみ狹山か峯にともす火は雲の絶間の星かとぞ見る、

又古今集に、家隆、

ともしする狹山の峯の[illegible]のつゝけさ、

自餘歌も、一説に狹山の一名なら、といへど、其據な明らず、されど兎に角玉川の道なることは論なし、新拾遺、小野小町の歌に、

武藏野の向の岡の草なれば根を尋ねてもあはれとぞ思ふ

宅部（ヤケベ）

今の清水村、後谷の北の古名也、清水の[illegible]社棟札に「多東郡宅部郷[illegible]」云々、永祿十二己巳と彫せたり

東村山（ヒガシムラヤマ）

今久米川、野口、大岱、南秋津などを合併して、東村山村と改む、狹山の南の南端にして、村山郷山口領の東偏とす、甲武鐵道、國分寺驛より入間川越に向ふ支線、此に停車す。

村山郷は、西多摩郡および入間郡にも涉り、又武藏にも呼ばれたり、武藏七黨の一なる村山黨とし、陸奥守忠頼の曾孫、野與六郎基永の後、村山貫主頼任を祖とす、子孫村山、大井、宮寺、金子、山口、黒須、横山、久米、仙波、須黒、荒波多、[illegible]淺田等の諸氏となる

久米川（クメガハ）

今東村山と改む、元弘三年五月、北條誅伐として、新田義貞武州に討入る、鎌倉より櫻田貞國之を防禦に遣され、十四日入間川合戰、翌日は久米川合戰、鎌倉勢敗北して、更に分倍に戰ふこと、太平記に見ゆ。今も久米川と野口の間に塚あり、之を將軍塚と呼び、當時の血戰場と傳ふ、入間、分倍いづれへも三里

岩松[illegible]書日、武藏國内　矢野伊賀入道善久跡[illegible]領事、
一、一所小島郡男衾郷内、一所[illegible]田郡北金子郷内、一所片楊郡是方郷内、一所[illegible]郡内、右任御下文、[illegible]岩松兵部大輔經家跡、
御代官頼國[illegible]請取畢、仍渡状如件、

建武二年十一月九日　　橘　在　眞

[illegible]記に[illegible]といふ所侍り、里の家々に、昔などを侍らで、たゞここ河なくなりて、朝夕もつこはべる

となん申しけれは、「里人のクメクメ川と夕暮になりなば水の音りこそせね」とあり、宴曲抄善光寺修行に「つれなき人に逢瀬を、稍詣らすべしとは久米川の、逢瀬をたどる苦き」云々、そのかみ往來の有さま想ひつるべし。一流の細川、入間郡久米村よりさゝぎ、又一流野口村より來り、二流合して一條の川をなす、故に二瀬（フタセ）の名あり、柳瀬川となるなり。

野口（ノグチ）

今東村山の大字とす、德藏寺に元弘役戰歿者の板碑あり、最も貴重の史料とするに足る。是碑石はもと、狹山の岡の東端、半腹なる永春庵の境内に在りしを、近世野口村に移すと〔名勝圖會、新風土記〕碑の上部は缺損し、長三尺六寸、巾一尺四寸、厚二寸許。

（梵字）元弘三年癸酉、五月十五日、敬白、
飽間、齋藤三郎藤原盛貞、生年廿六、於武州府中、
五月十五日、令討死、　勸進
同孫七家行廿三、同死、飽間孫三郎宗長、卅五、於
相州村岡、十八日討死、　執事　遍阿

名勝圖會云、野口村古の奥州街道にかかる、正福寺、々領十石、村内に一板碑を以て、石橋に代へて小流に架せり、其位置不詳、村内往來の橋なり、覗き見れば、梵字并に銘かすかに見ゆ、上に梵字、其下に八光明眞言、貞和五年、卯月八日、歸源逆修、と刻めり、碑の長九尺、幅二尺。

南秋津（ミナミアキツ）

今東村山村の大字とす。○名勝圖會云、南秋津村に不動堂あり、北方は堺川を隔て、入間郡にも秋津村あり、其所をば北秋津と唱ふ、兩郡に相向ひて同名なるは、古へ一村なりし故にて、又北秋津にも不動堂在り、共に靈驗の尊像なりとて、今も詣づるもの多し、此邊は入間多摩の界にて、國府より上野下野へ往來する者、上古公私ともにこゝに出れり、されば天長十年に置かれし悲田所も、此邊なりけん。

續日本後紀、天長十年五月、武藏國言、管内曠遠、行旅多艱、公私行路、飢病者衆、仍於多磨入間兩郡堺、置悲田所、建屋五宇、介從五位下、當宗宿禰家主、以下、少目從七位上、大丘秋主、已上六人、各割公廨、以備調日之資、須附帳出擧、以其息利充用。相承受領、檢轉不斷、許之。

延喜主税式云、武藏國悲田料、四千五百束。

前澤（マヘサハ）（久留米）（神山）

今南澤、柳窪、神山などを併せて、久留米村と改む、東村山の東にして、田無町に近接し、其新座（今北足立）郡界にのぞめり。久留米（クルメ）川と號する細流あり、末は膝折（カタヤマ）村へ流れ、荒川へ入る。新記云、神山の淨牧院は、禪宗曹洞派、當郡八王子の城主安親、文安元年草創すと傳ふ、天正十九年、寺領三十石の地を前澤村に賜ふ、今も前澤の淨牧院と唱ふ、境内二万二千坪。又云、南澤村は、神山郷と唱ふ、南は田無村、及び新座郡保谷村に界ひ、小田原北條分國の頃は、太田新六郎が知行、廿七貫五百文、江戸田無南澤と、其北の所領役帳に見えたり、多聞寺、除地、町九段、古樹蒼鬱として、古寺なることを知るべし、古碑三基、本堂の後叢所にあり、一基は　當寺開基、高峯法印大和尚、明應七年戊午　とあり。

田無（タナシ）

今田無町、人口三千、東京より中野、石神井を經て此に至る、凡六里　青梅五日市に至る經路にあたるを以て、近世驛市を作せり、府中の東北二里半、境停車場の北一里。新記云、田無村は武藏野の平衷の中に居り、土性は黒く、開きて白田とするのみ、故に田無の名起ると、江戸より青梅に往來する通路にあたる。

保谷（ホウヤ）

今保谷村と云ふ、北足立（舊新座）郡の管内なるも、田無の東に接し、地勢當然北多摩に屬す。○豐島郡石神井村の西）元祿中、保谷の南より玉川上水を分ちて、豐島郡板橋驛の方へ導き、江戸の北隅（小石川本郷上野淺草等）に給水せしを、享保七年に廢し、仙川上水と名つく、深代寺村の豐なる仙川（センカハ）の人、其工に任じたれば也。後給水を中止したることもありしが、近年又通水す、千川上水と稱すべし。

小川（ヲガハ）

今小平（コダヒラ）村と改む、東村山の南にして、青梅街道にあたり、田無驛の西三里。新記云、小川の邊は武藏野の曠野の中なれば、四方平地にして、草野樹林多く、水田はなく陸田のみなり、村内古街道あり、府中より久米川村に至れり、是鎌倉より陸奥への驛路なりしと、この村開闢の事を尋るに、村山郷岸村の人、小川九郎兵衛、明暦中に初めし所なりと。

國分寺（コクブンジ）

今村名にも呼び、小川の南、府中の北とす、甲武鐵道の車驛あり　東村山、所澤を經て川越に至る支線は、此より分岐す。府中より此車驛まで一里、東京飯田町驛まで十七哩餘、川越十八哩半。

戀窪（コヒガクボ）

今の國分寺停車場の地を云ふ、蓋國府の窪の訛か、國府を戀に轉する例多し。○江戸名所圖會云、戀が久保は古へ東山北越等の國々より、京鎌倉へ往來する驛路にて、其頃は遊女などありて、いと賑しかりしといふも定かならず。○道興准后廻國雜記に歌あり、戀がくぼといへる所にて「朽果てぬ名のみ殘りて戀が窪今はた問ふも契ならずや」今戀窪の地藏堂に、八基の板碑ありて、延文二年、康正、文明などの年號見ゆ。

國分寺址（コクブンジ）

國分寺停車場の南、府中に至る間に在り、藥師堂、仁王門猶存し、古の伽藍のなごりを傳へ、寶暦年中の再興に係る、其再興碑あり。新記云、國分寺藥師堂は今國分寺村の西なる岡の上にあり、往古よりの境内といふ、平地より先づ二十級の石階を登り、次に三十級、又十五級を經て堂前に至る、堂は七間半四方、藥師佛（木造坐像高六尺二寸）を本尊とす、

私案按ずるに、日光月光の二像は、應永七年、僧重明が勸進して造立せる像にて、十二神はふるき像なるを、これも重明が修飾せしを知る、されば今日光月光も行基の作なりと、寺僧の傳ふるは其誤を明けし、堂の後背平林中に、往古の礎石あり、四歩許に一つ、凡七石あり、土人の考に、遺趾の樣子を以て察すれば、往古の堂は大抵二十八間四方もありしにやといへり、又これより南の畑中に、小礎の存したる所あり、これは中代の堂跡なりといへり、こゝにも遺址殘れり、今の堂は寶曆中移せしものなりとぞ、此邊すべて田圃の間、古瓦夥しくあり、皆布目あり、好事者或は瓦の村にあつめ、その內に「[illegible]郡」の字或は「豐」の字などみゆるもあり、これから造營の時、各おのゝ近郡より寄附せしものならんと云ふ、土俗この瓦を携へ去るもの、祟に逢ふと云ひならはせり、諸人もこれを恐れて持去るものなし、故に千歲の後、幸にこの地に殘れり、寶曆丙子、舊記に國分寺の由來を記せし碑をたてたり、仁王門、三間半に二間餘、補弼の像、長七尺餘、此門近世まで寺の前にありしを、享保の時きりうちて、仁王門にうつせしと云ふ、又寶珠[illegible]は、國分寺より一町餘、南(實は南東なり)の陸田中に、平石一枚あり、其廣大抵四尺に五六尺許、中心に圓穴あり、徑一尺深さ四尺餘、是れ七層塔の礎石にして、圓穴は心柱の穴なるべし、然れども此所もとよりの舊跡か、或は外より掘出せしをこゝに移し置くものか、今詳ならず。○名勝圖會云、國分寺村にて四五町隔つる地にも、古瓦土中より出づ、國分寺の古瓦とおなじければ、法華寺の跡なるべし、國分寺の事は、皆人の知る所なれども、此寺の事は稱ふる人少し。○新記又云、黑鐵と云ふ地は、國分寺村の西にあり、今府中六所宮にある鐵像の彌陀は、昔此谷より掘出せしものなりといふ、此所の丘林を祥應寺跡と呼べり、この地も古瓦とみえて、古瓦を多く掘出し、散亂す、國分寺の瓦と一樣のものなり、又古へ國府に僧寺尼寺の兩院を置かれしと見ゆれど、今その尼寺の舊跡を失ふ、古瓦を殘すれば、彼尼寺の舊跡ならんも知るべからず。

新記又云、昔也、承和十二年、武藏國言す、國分寺七層塔、承和二年神火に焚れて、未だ建立せず、男衾郡大領、外從五位下壬生吉志福正、聖朝の爲に、彼塔を造らんと請ふあり、許して之を聽さる、貞觀十五年、陸奧國申す、武藏國の例に準して、五大菩薩を造りて、國分寺に安置せんと、又延喜主稅式に、武藏國國分寺料稻四萬束と見えたり、其後鎌倉執權の時に至ても、武藏國の國分寺に於て、最勝王經を轉讀すべきの令有あり、寛喜三年、民部大夫入道行然、その事を奉行せしこと見えたり、それより星霜を歷て、[illegible]によりて、此寺も亦從て衰廢に及べり、[illegible]、此邊兵馬の巷となりて、しばしば兵火の厄に罹りし由、[illegible]、寶德元年、上杉安房守憲實、出家して、行方知れずなりしが、永享年は關東へ下り、[illegible]、村田に逗留ありて、國分寺にありしなど、其頃當時の風情をはかり知るべし、今なほ一宇の小堂ありしのみ、古の堂塔礎石のおもかげに、遺址となりて、[illegible]の間に殘れり。○[illegible]の古瓦には、銘文あるもの多し、[illegible]、散見するもの、[illegible]、[illegible]、男衾、[illegible]菜郡、[illegible]、[illegible]、滑方等なり、此外村里の下を參考すべし

小金井（コガネヰ）

今小金井村と云ふ、國分寺村の東北にて、田無町の西南とす。玉川上水道、其の北を過ぎり、其の南[illegible]、京人の花見に往還する所とす。

新記云、土人の說に、小金井と云ふ村內高水寺の東北の名に由れりと、此邊もと井水の乏き地にて、今も玉川上水を引みて、朝夕の飲用に供せり、上水道の縁岸凡二里の間、櫻樹數百株を植う、是は寛保、寛延の頃に培植せしものと云ふ、花候の盛なるにあたり、都鄙の人遊賞するもの路に相つゞけり、小金井の花とて、郊外に名高く、人々の知る所也。○甲子夜話云、寛文十年五月の記に、玉川の水道爽きにより、三間堀広め、兩岸に堤を築き、樹木を植ゑしめらる、往日付兩人其事の奉行命せられし事見ゆ、小金井の櫻花を、享保中新植せしと、世に傳ふるは誤にて、此時の事なるべし。○多摩名勝圖會云、玉川上水端に櫻木を植られたるは、櫻實は水毒を消するといふ事あり、依て上水堀割の總奉行松豆州侯、縣令に沙汰せられしより、往々植る所也、御上水は都下の人民凡千百萬の性命に繫る所にして、亦一日も絕しがたし、豆州侯生涯に大功三つある內、此上水引入は其大功の第一條なりといふ。

府中（フチュウ）

今府中驛、本宿村（ホンジク）(西府（ニシフ）)の二に分つ、驛が[illegible]驛の南一里、多摩川の北岸に近し。甲州路の一驛にして、近時は北多摩郡の治所とす。此地中古には坂東の探題たりし武藏の首府にして、奧羽を越より、鎌倉に至る大路、皆此に由りしを以て、重要軍事の形勢あり。後江戶の起るに及び衰へし、近世に至りては、全く衰へて廢驛となりしが、東京を去る八里。

國府址（コフ）

新記云、府中に今六所宮、本町宿、新宿の三宿に分ち、總べて府中宿といふ、江戶より甲府への驛場なり、古への官廨を置かれし古址は、本町の內に在り、和名抄に、國府は、在多磨郡、行程上二十九日、下十五日と(國郡沿革考云、武藏國府址は今府中本町の南、妙光院の前國司なり)國司の府なりしを考ふるに、文武紀、大寶三年、引田朝臣祖父武藏守と爲見す、又番場高安寺の傳說に、當寺は藤原秀郷の館跡とぞ、秀郷は天慶年中、武藏守となりければ、その時の事歟、猶遙かに世降り、武家の代

となり、鎌倉右大將頼朝の時、源義信が平治の亂に耆勳あるを以て、最初に朝廷に請て武藏守に拜し、義信當國司となり、官廳にて國務無私、衆庶の歡心を得たりしかば、建久六年、賴朝書を以て褒賞し、後來當國の守たらむもの、宜く義信が行を以て法則とすべしとて、其書を府廳の壁に榜せしめられしとぞ、其後足利義氏は、北條時政の外孫にて武藏守に任し、任限便にして、北條泰時武藏守となれども、執權職なれば鎌倉に居て國務を沙汰し、官廳は此頃より廢せり、大抵北條の兩執權、或は族葉内にて、相模守、陸奥守、武藏守に任ずる例にてありける、其後元弘建武以來、戰の街となり、名のみ殘りて荒廢の地となりけるが、あまたの年を經て、德川氏打入の砌、官廳の舊蹟なるをもて、陣營の設として、其莿藪掃ひ、殿舍を結構せらる、左れど寛永の末に、丙丁の災に罹り、其後は造建もやみて、再び芝生の地となりけるが、寶曆中開墾せられ、今は悉く陸田となれり、土俗呼て御殿地と唱ふ、是上古より國府の舊蹟たり、御殿地とは今六所宮の南西隣に屬す

府中は中世兵亂の時、爭戰場となりし事、勝て數ふべからず、今そのあらましを擧るに、正慶二年五月、上野新田義貞、鎌倉誅伐として攻登り、久米川に陣をとり、分倍河原に於て數日の戰に、兩軍たがひにそこばくの討死あり、建武二年五月、諏訪三河守、三浦介入道淸久等、鎌倉へ赴く時、澁川刑部大輔義季、小山判官秀朝等、當國に於て會戰し、官軍敗北して、秀朝以下自餘等、府中にて自害す、其後永德元年六月、鎌倉右兵衛督氏満、小山義政を退治のため、關東十二國の軍勢を引率して府中高安寺に陣序、又永享十年八月、公方持氏は上杉憲實を退治のため、一色時長を上州へ遣し、持氏も府中に進發す、九月憲實上州白井城を打立て、分倍河原に着陣し、たま／＼持氏退治のため、綸旨を被る、茲に於て持氏の兵、心を變して憲實に從ふもの多し、結城、千葉、小山、佐竹をはじめ坂東の平氏、武藏の七黨皆旗を卷く降参たり、一色自賀も一戰に利を失ひて、高安寺まで逃歸る、持氏大に驚き、高安寺を引拂て相模の海老名に陣取て、軍兵を招きしかども、應ずるものなし、翌十一年、持氏終に高安寺に於て自害す、次て康正元年正月、公方成氏府中へ發向し、是も高安寺に陣を取る、之を聞て上杉の徒上州を立て分倍河原へ出來る、成氏急に攻ければ、上杉の兵敗れて、大將宮内大輔憲顯自害し、兵部大輔房顯も分倍河原に於て深創を被て、夜瀨にて自害せしとなり、(夜瀨の地、今其名を失ふ)この年六月、成氏を退治として、今川上總介範忠、京都の御教書を賜り、東海道の勢を率て、鎌倉へ發向し戰に及ぶ、此軍に鎌倉勢打負て成氏府中へ落られ、それより下總國葛飾郡古河縣に着せり、同三年、上杉朝興、北條氏康と府中玉川の江小澤原に屯し、府中合戰あり、其後永祿四年、上杉景虎東八ヶ國の兵を催し、小田原へ發向せしが、計策相違して上州へ歸るの途に、府中六所明神へ參詣す、この時北條の家人中條出羽守、長呂太郎等、越後勢の小荷駄奉行柿崎を追崩し、荷物を悉くとりしかば、景虎府中に逗留、民家を追捕し兵粮をとゝのへ、上州へむかへりける、かくの如く歷代の戰場となりし地ゆゑ、兵燹にも又屢逢ひしかば、土人も古の事蹟は皆失へり。

按に謙信の小田原陣、鶴岡參詣は、永祿三(或曰四)年の春歟、其退軍にあたり、敵に襲はれて苦戰したり　其道は關山(關戶ならん)より、府中に入りし歟、瀧山城下を過きしかとも思はるゝ　松隣夜話に、平塚、葛見等の地名を擧くれど、今之を詳にする能はず、再考をまつと云ふのみ。○松隣夜話云、永祿三年三月、越後勢既に小田原より引取られ、謙信公何程の事か可有とて、於鎌倉半日人馬を休め、瀧山と云間道に掛り、其夜は關山の曠野に御宿陣、諸軍は八千計りに不過、比は二月末の二日の夜半計りより、敵幾重ともなく取卷、松明の光り峯の篝は晴たる星の數よりも尤く、敵砲を放掛けおそひんとす、謙信公是は成田めが野伏を掛たるにてぞ有んとて、平塚と云小さき尾に陣を張り夜を明し給ふ、小荷駄南の方、長尾小四郎に不有恙、同名備右衛門は敗軍に及び僕を以て、小荷駄は不殘奪れけり、謙信大に怒り給ひ、翌日早日に宿を出、關山に掛させ、古落掛りて、太田三樂先陣を打ち、直江山城後陣に下り、九里の山中先に押通り、其夜は葛見に宿し給ひ、酒飯を備へ、昨日小荷駄を預けし事、某一代の不覺なり、不然は何しにか長安體の敵に、負之哉と仰せ、夜明ければ、晴天に御馬を出され、平井に兩日逗留、云々。

嶮中記行云、府中驛午飯、則故郡縣時、州所治處也、自五馬之不往也、三百餘年、僅々乎三戶聚、稍整於前後驛耳、問故事則寄落殆盡矣、唯八月朔馬市存也、方今州陸而郡、而猶且昔名通稱之下、雖上之識議未違、乎四代另乎、猶之草創時、一因根宜ヶ制矣、是何當嶮之俗質樸也、鑛詐者濟、不絶而々、道左一古祠、頗爾邃、路甚除、數圍大杉樹、昔立異行、往步循欄而入、見石華表、折三四尺地、祠屋不敝日、木居土若枝解者狀、財所謂六所明神也、堂上六景詩款、讀之不上口、走出。

六所神社

(大國魂神社)(總社)

府中の總社にして、三宿の中央に在り、當場とは卽本社の馬場に因りて起れる名ならん、近時國幣に列せらるゝの際に大國魂神社と改稱す、是は尾州の總社に大國魂神社を合祀せるに倣傚するか、疑ふべし。或は景行帝四十一年創立、武州第一の古社なりと說くは、無稽甚し、國府總社の本義にあらず。

新記云、府中六所宮は、街道の南側にて、大鳥居を立て、總社六所宮てふ額を揭く、筆者細井廣澤なり、本社々傳、其始末詳かならざれば、採用し難し、想ふに、當

社は中世鎌倉將軍家の崇敬盛なるに從つて、神威も日に月に愈榮えたり、即當社の後に、本地佛堂建ておかる、慶長十五年、宮社、及び樓門、鳥居、諸末社以下、倉庫等に至るまで、造營を加へらる、この時大久保石見守長安奉行せり、かの石見守奉納銅燈籠、今に存せり、元和三年、東照宮の靈柩日光山へ遷幸の時、この地に一日逗留あり、因て社地に神靈を崇祀したてまつると、鐵佛一軀、彌陀の坐像なり、此鐵佛國分寺の舊物なるべしと云ふ、銘曰「大勸進、念阿彌陀佛明蓮、大工藤原助近、有志者、過去二親、行蓮新發意、乃至法界衆生、平等利益、奉鑄一丈二尺佛身也、建長五年癸丑、二月十八日、丙寅彼岸初日」、當社の神職は猿渡氏世々その長たり。又云、神體入國の時天正十九年、六所宮神領五百石を寄附せられ、其地域は別に一區をなし、社地の東に續けり、街道の北に當れる隆田の内に、小人見塚と唱ふるあり、周廻三十間許、高五尺、小名八幡宿は社より東へ去ること四丁にあり、或は八幡村ともよべり、八幡社、[illegible]丁、石塚社、除地四段五畝、本社の東六丁程にあり。(源平盛衰記、賴朝下總國より隅田川をわたり、武州へ入る事を載せ、

江戸葛西は在家をこぼちて、浮橋を常に渡したり、軍兵是より打渡して、武藏國豐島の上瀧野河地、(長門本作板)橋と云所に陣を取、其勢既十萬餘騎、當りければ八箇國の大名小名、別當庄司、檢校大夫なんど云までも、二十騎、三十騎、百騎、百騎打つれ附つゝ、此後より參集、佐殿はいとゞ力付給て、先當國六所大明神に御參詣あり、

今按、諸州國府には必總社ありて、國司の神拜所と爲ししは、著明に屬す、或は之を六所と云へるは、鎌倉の後にて、國内名帳に載せらるゝ數十百社の總祭なれば也、大草紙に「伊豆の國清寺には領守の社をも建てらる、上杉家は代々武州の守護にてありしゆゑにや、武州府中六所大明神をも、此寺の内に勸請して社壇あり 云々」さて比義國府には、惣社を三所明神と云ひ、惣社に式内なる大國魂、大伴氏の二神を合祀す、彼例を此國にも適用し論きにはあらざれど、其は改替の事にして、古義には背けりといふべきのみ。東記、貞永元年の條に、武藏國六所宮拜殿破壞につき修造のこと見ゆ、本社は固より式外にして、惣社錄所なれば、之を六國魂と改稱するは、全く新義に屬す。

高安寺（カウアン） 府中番場宿片町の古刹なり、舊號は市川山見性寺と云へりとつたふれば、府中の市の河邊に置かれければ也。諸州の府中には、多く市川の名を呼ぶ。○新記云、高安寺の寺傳に、此寺は市川見性寺と云へるを、足利尊氏改めて龍門山高安護國禪寺となし、心悟を開山となせりと、今按ふに、心悟の當寺を中興せしは、貞和四年の頃とみえたり、仍て尊氏を開基となし、其法嗣を以て當山の開基とす、古へは大伽藍、塔頭十院、末山も七十五院ありて、結界も廣大にして、東は代田村、西は貝殼坂、南は高山、北は山口に及び、寺域凡四里程に亙れりといへり、其後亂の間、しば／＼鎌倉殿の陣營となれり、暦年の兵戰を經て、後には衰へ行て、古の大刹の事なたも失へり、慶長中に及て、二て尾海禪寺第七世、意[illegible]傳壽貫の功あり、こゝに於て濟派を改て洞門となし、境内凡一万四千坪あり、四方に小渠を穿て堤防を繞らせり、本堂十二間半に九間、東向、等持院の三字を扁す、寺地は昔田の堡寨城なり、彌勒佛銅造にて、[illegible]、その長凡一丈許、本堂の前にたてり。

稱名寺（シヤウミヤウ） 府中本町に在り、遊行道場たり、近世十石三十石の寺領、寛政二年、此寺より官に上申して曰く、古石碑に「應永一、四月廿日、德阿彌親氏、世良田氏」と刻せる者を發見す、是は御當家の御先祖の墓なるべし、而も其碑の面には、寶曆四年云々の銘もありしと、〔江戸會誌〕蓋德川家の祖先が、遊行派の時衆たりしと云へる傳說に附會して、其事證を捏造せんと謀れるたくみなりけん、卑むべし。○新記云、稱名寺は舊號大道寺を、寛元の頃にや、稱名寺と改めしと、寺傳にいへり、什物に古樣の大鼓あり、銘に正應二己丑年治云々の文字ありて、次に寛永、享保の年號、并に工人の名氏等を記せり、破壞の後屢修理を加へし者なるべし、又墓所に應永、嘉吉、文安、延文の年號みえし古碑どもあまたあり、是等を見れば何れにしても舊蹟なること推して知るべし。〔稱名寺は六所宮の北に在る〕

妙光院（メウクワウ） 府中本町の御勝地の東方に在り、本覺山眞如寺と云ひ、新義眞言宗を奉じ、近世十五石の寺領、二十三寺の門末ありしと。妙光院の南の方小名矢崎（ヤサキ）といふ地に、常光寺と名つくる小堂あり、此堂地に銅製の經筒を掘出せることあり、銘文に曰く、

敬白、倫知覺、南閻浮提、日本國、武藏國、多波郡、常光寺、大檀主、壬生吉恒、小檀主、藤原氏、大工藤原宗道、仁安二年、歲次丁亥、二月廿一日、庚寅」〔名勝圖會〕

妙光院、安養寺、常光寺、共に六所宮の南なる低野に位る。○善明院（ゼンミヤウ）は府中本町宿に在り、開創不詳、近世甚衰へしを、邑人依田伊織再興す、新記云、いにしへ此寺の旦家五十嵐宇右衛門と云者あり、數多の田地を所持せし農民なり、曾て佛道を好みし、其寺を建立し、常に佛理を以て其說を聞き、町に一寺の建立を思立ち、遂に其道を以て東叡山淨名院に拜謁して、其志の篤きを賞せられ、それより高貴の家にも出入し、名を依田伊織と改め、江戸に住居を卜せり、因て舊宅地を寄て寺地となし、もと番場宿にありしを此所に遷し、本に大に構營を加へ、剩へ若干の田地までも寄附せり、これより當寺繁昌の地となり、今に至て愈清

淨の律院たり、寺を移して再建を加へしは、延享元年のことにて、明和元年伊織歿して、此寺に歸葬す、今も世の中に、大成經を唱へし禪學と沙汰するも、即これがことなり、叚部の著述、幷に所藏の書籍を併せて、皆此寺に納め、書庫を作りてこれをおけりと。

分陪（ブンバイ）

府中の西南郊、多摩河畔の野を云ふ、分陪河原、また分陪野と稱し、南は水流を隔てて關戶に對し、往時の征軍行旅の路頭にあたる。或は分倍、分梅に作る、軍配の說あれど、信否知れず、古訓ブバイとも云へり。

新記云、府中の邊はおしなべて兵亂を經し地にて、分梅河原は殊更その名も高く聞えし戰場なり、後世川瀨の移るに從て、其地皆田圃となれり、南の方多摩川に臨み、東西廣く南北短し、延袤凡七八丁の所なり、上分梅に、元應元年霜月と刻める古碑あり、田間に胴塚、首塚などいひて多くの小塚ありて、其數をしらず、其中に就て高（タカ）倉（クラ）塚と呼ぶものあり、是古へ國府正倉の蹟なるべしといへり、今按に「天應元年、高倉福信、遷彈正尹、兼武藏守」とみえしことあり、或は福信此府にありて卒したるを葬れる歟、又坪碑社あり。○名勝圖會云、府中分梅（ブンバイ）野は、俗說に、治承四年十月、源賴朝關八州の軍兵を府中軍配河原へ集められしと傳へしは、此所なり、其後分倍と書しが、今は分梅とかけり、分陪野ば府中驛より南にて、古へ數度合戰ありし所故、田中に塚多し、天正の頃までは芝地にてありしとぞ、元弘三年五月十五日、新田義貞久米川より此所へ押寄せて合戰、義貞敗れて堀兼へ引退く、十六日夜の寅の刻、義貞四萬餘の軍勢を引率し、此所へ夜打して攻ければ、鎌倉勢も不意を討れて關戶へ退く、其他永享、享德の亂にも此に戰へり。○太平記云、義貞も爲法なく思ける處へ、三浦大多和平六左衞門義勝、兼て志ありしかば、相摸の勢六千餘騎、十五日の晚景に馳參、義貞大に悅て、今度の軍の成敗は義勝に許され、十六日寅刻に、三浦四萬餘騎、眞前に進て分陪河原へ押寄る、義貞追ひすがふて、十萬餘騎を三手に分て、三方より同く鬨を作る、入道惡性驚て周章騷く處へ、三浦平六力を得て、江戶、豐島、葛西、河越、坂東の八平氏、武藏の七黨を七手になし、蜘手輪違十文字に攻たりける、四郎左近大夫入道大勢なりと雖、一時に破られて散々に鎌倉を差て引退、入道も關戶邊にて既に討れぬべく見えけるを、横溝八郎等、百餘人討死しける間に、入道恙なくして山內まで引入ける。

馬揃草紙云、武藏の國とかや、こふのろくしよ、ぶんばいの宮の前にて着到つけて見たまへば、賴朝の御勢二十八萬騎と、程なくならせ給、未來記草子云、賴朝主從七騎にて、武藏の國へ落給、こふのろくしよふんばいに旗を靡かせ。師門物語云、ぶばい河を打渡り、武藏相摸の界なる、界川にて夜を明し

名勝圖會云、屋敷分と字するは、番場宿の西にて、古來府中に屬する地にやありけむ、此民居の地廣るゝ事およそ十町餘、原野の邊に塚あり、中古以來塚の上に富士淺間を勸請し、今は富士塚と唱ふ、府中より戀が窪、久米川へ往來の道より五六丁西に在り、梅松論などにいへる、建武二年女影原合戰とあるは、此地の事とす。○今按、入間郡に女影村あり、梅松論云ふ所の古戰場は、入間郡の女影原にて、高麗原といふに同し、府中にあらず。

四谷（ヨツヤ）

府中の西南にして、多摩川の岸に添へり、今本宿に合せ、西布（ニシフ）村と改む。○新記云、四ッ谷村は多摩川の岸邊にて、寬永の初め、洪水に依て地所一旦流失せしを、今の村民三左衞門が先祖內匠、再び開墾せし邑なりといふ、文書あり、曰く「四ッ屋之村、近年田畑屋敷共に流候付而、上之宮前柴間を、其方新田に見立候而、申上候間、御公儀之人足を以、せきを入、用水存分に入、相渡候間、此上之儀は、情を入田畑をひらき、御百姓可仕候、爲後日仍如件、寬永四卯年、三月十四日、守屋左太夫（在印）府中領、上之宮內匠」。

本宿（ホンジュク）

府中宿の西にて、谷保の東とす、府中の別邑なるが、後世離立したるならん、今西布（ニシフ）村と改む、西府中の義か。

新記云、府中本宿には、小野宮あり、今は村民の私祭する者なれど、古跡と考へらる、小野神社は、式內の神にて、又元慶八年正五位上を授けられしこと國史に見えたり、後武家執權の世に及びて、六所宮を崇敬ありて、當社頗微に及び、六所宮より社務をも攝行し、後には終に彼社に配祀せるなるべし、因りて按ふに、府中の馬市とて、今も相續して年々に立てらるゝは、由來久しき事なるべし、延喜式に、武藏國御牧四ヶ所を載せたり「石川、由比、小川、立野」、又拾芥鈔に「八月廿日、牽武藏小野御馬、廿五日、牽武藏立野馬」云々、然るに延喜式に小川ありて、拾芥抄には小野と載せたり、按に小野は古へ縣派にて、殊に上古府廳を置れし地なれば、御牧の別當牧監より、府廳へ牧馬を送りしを、國司郡司等、細馬を擇びたてまつる、拾芥抄に載する小野御馬とあるはこのことならん、されば小川牧、或は小野牧とも混していへるならんか。又云、本宿の野は分倍につゞきたり、耳塚、頸塚などいへる小塚あり、又村南に常塚といふあり、來由を傳へず、この所に弘長元年の斷碑あり、それより北によりて、御嶽塚といふがあり、高一丈五尺許。○按に、府中を和名抄の小野鄕にあてて、本宿及び六所社內の小野宮を、式內に擬する說は、近世の諸書に見ゆれど、明確の證據あるにあらず。本篇には小野鄕を南多摩郡內に推定し、府中を小島鄕に擬したり。又本宿は昔車戶（クルマド）村と云へることとし、

名勝圖會云、本宿今栗原鄕と稱ふるも、古名車戶村なり、稻荷社の棟札の寫に一本造立（中略）弘治二年三

月、東戸氏子中」云々とあり。

小島郷（チシマ）

和名抄、多摩郡小島郷、訓知之萬、○今詳ならず、布田宿に小島の名のこれは、此遺蹤、府中布田小島分と唱へたり、されば其の西方染屋（ソメヤ）より、府中まで小島郷なりしが、中世より郷名亡じ、僅に其東偏にのみ、布田の小島と云ふがのこれるか、島と云ふ名は、多摩河の西岸に接れる者とも謂ふべし。

染屋（ソメヤ）

今是政、常久、人見、車返、押立等を併せ、多摩村と改む、府中驛の東に隣り、布田、石原に連續し、甲州路村中を貫けり。

新記云、染屋、常久は昔一村の地にて、橘樹郡小机領に屬せし由なり、小田原衆人役帳に見ゆ、村名の起りを尋ぬるに、古へ玉川の調布を織しに、布田村の邊にて其布を染めしは、此地なりし故、かくは呼べりといふ、近世村民土中より石臼を得し者あり、其形製尋常と異なり、是古へ調布を搗し臼なるよしいへり、東鑑に染屋刑部七郎といふもの見えたり、此人此地より出でしものか。

人見（ヒトミ）

今多摩村大字とす、府中の近郊にして、小金井の南に連なる。舊稱に金井原と云ひ、正平七（觀應三）年閏二月二十日の古戰場とす。人見山標高八十一米突、平地五十米突。

武田又五郎入道々儀申軍忠事、〔徵古文書〕
右去閏二月廿日、於武州人見原合戰、致手忠節畢、如此次第、武田周防守、逸見掃部助、令見知候訖、然給御判、爲備後證、恐々言上、如件、
觀應三年三月日　承了（花押）

新記云、人見村は府中驛の東十八町、古文書に多く有名、太平記人見原合戰の事見ゆ、高麗、岡部軍忠狀にも見えて、觀應三年閏二月二十日合戰の地となれる、人見山と云ふは、長宗の西方にて、三の丘墳屹立す、堂山、中山、淺間山と唱ふ、其淺間山を第一として、其二は堂山、其次は中山なり、淺間山の高さ二十間許、堂山は十四五間、中山は十間許、其形丸くして山上は平坦なり、第一は五六間許、第二に四間四方程、第三は二間四方許なり、西の方は陸田にて東向に大塊より築揚たるが如く、此四邊は悉く黑野土なれども、山の土性は眞土なり、是を以て考ふるに、全く築き立てたる山に似たり、下一帶なり、猶此山に附て一説あり、上古當國造の墳墓なるべしと云へど、未詳ならず。○人見原合戰を、金井原とも云ふ、梅松論には關戸原と、關東暦には、

今月十五日、於上州打義貞、令廿六日治國中凶徒、全日打越武州、打隨當國凶徒、十八日攻入鎌倉候之處、尊氏以下凶徒已沒落、栖籠武州狩野河口之間、今月十九日發向彼方仕候、決雌雄候者、可討進候、且此旨被加御扶持、可有御披露候、義宗恐惶謹言、
正平七年閏二月十九日　武藏守義宗

と注進せられど、十九日には義宗の狩野（ヤノクチ）河へ發向するに先んじ、尊氏は狩野河より東攻し、谷口に至り府中を伺ふ、此夜、石堂、三浦等關戸へ走る、蓋官軍に投降する者也、

閏二月十七日、尊氏鎌倉を出て、神奈川に下り逗留せり、三富彌四郎元胤、高麗四郎左衛門尉季澄、新曾彦太郎等三人等軍忠書上に、閏二月十七日、將軍家武州御下向之時、供奉仕云云、太平記曰、同十六日早旦、將軍家武藏國へ下り給ひ、其勢三千餘騎、他の勢を交へず、久米川に一日逗留し給ふ、按するに、太平記十七日を十六日とし、神奈川を久米川とす、皆誤なり）十八日、武藏守義宗鎌倉に入んとす、尊氏神奈川に在りと聞て果さず、明日神奈川に向はんとす、十九日、尊氏已に神奈川を發して谷口の至る（谷口の條を參考すべし、又太平記曰、河越彈正少弼、唐子十郎左衛門、江戸遠江守、豐島彈正左衛門、瓦發出雲守、見田常陸介、吉尾谷民部大輔、長峰石見守、都合其勢八萬餘騎將軍の陣へ馳參り、（明日矢合と定られたり）其夜將軍方なる石堂四郎入道等が謀反露顯しければ、三浦、葦名、二階堂等三千餘騎を引分て、寄手の勢に加はらんと、關戸を廻て落行けり〔太平記〕

二十日、尊氏の軍府中に至る、義宗之を撃ち利あらず、是を人見（ヒトミ）原合戰とす、義宗退いて入間川を保ち、二十八日に至り、小手差（コテサシ）原に再戰す、

新記云、三富が軍忠狀に「閏二月二十日、金井原合戰に、彌四郎元胤致忠節」云云、新堀村文書に「八文字一揆、高麗季澄、二十日、金井原御合戰之時、藥師寺加賀權守入道令同道、致散々大刀討」云云、松井軍忠狀に「彈正忠助宗、二十日、人見原合戰至忠節畢」、新曾中狀に「十七日、武州御發向之間、御供、人見原合戰、抽軍忠」云云、按するに、太平記には此日及び二十八日の合戰を通して一時とし、今日に係しは疎漏なり、以上の文書閒合（カナヰ）とすべし、又按するに、或は人見と記し、或は金井とす、今土地を經歷するに、人見は府より稍東にして程近し、其隣村に小金井村あり、故に常時金井原とも、人見原とも云しならん

南も義宗の房軍、義興、義治は關戸に在り、三浦等の降兵を合して、急に鎌倉を襲ひ、二十三日之を取る。太平記に義興義治は人見原の戰敗るゝ後、關戸に走り、鎌倉に入ると爲すは、形情を盡さざるに似たり。十九日義宗府中に駐守し、義興等は河を渡り關戸に進み、二十日の人見原合戰は義興等の知らざる所とす。二十八日義興等鎌倉を去る。

水野平太政秋申軍忠事、右自最前馳參御方、去月十九日、自武州鶴見宿、馳參關戸、同二十三日、三浦入鎌倉時令供奉、同廿八日、鎌倉合戰、致軍忠候畢、其後至[illegible]塚若、令御供上者、賜御判、爲備後證、言上如件、

（人見山）

（人見原）

（金井原）

正平七年三月三日、〔外記〕
太平記曰、新田左兵衛佐、脇屋右衛門佐二人は、二百餘騎に成て、武藏守には離れぬ、打死すべき命ならば、鎌倉に打入て、足利左馬頭に逢て命を失はゞやと宣ひ、夜半過る程に、關戸を過給ひけるに、勢の五六千と覺えて、西に下るに行逢、是は石堂入道、三浦介、小山殿へ御參候也と聞、義興義治悦給こと限なし、轡て打列て神奈河に付て、樣子を聞、軍の用意して押寄たり、鎌倉には南遠江守打負て、左馬頭を具足し石濱さして落られけり、新田左兵衛佐、脇屋右衛門佐、閏二月廿三日鎌倉の軍に打勝て、兩大將と仰かれて、暫八ヶ國の成敗をぞせらる、將軍已に笛吹が嶽の合戰に打勝、八ヶ國の勢を率し、鎌倉へ寄給由聞えしが、義興義治は此後松田河村等が申に任せ、三月四日鎌倉を引退て、相州河村城に栖籠らる、○新田氏の鎌倉を引退きしは、二十八日の戰のありし上なること、水野致秋軍忠狀によりて見るべく、亦太平記の缺漏を補ふに足らん。又義宗が親王を奉して第一軍を率ゐ、第二軍は義興義治之を率ゐたり、故に人見原、小手差原の二役は第一軍專之に當りしこと、園太暦に據りても説明すべし、正平七年三月覺擧狀曰、新田一族以下諸將、閏二月十五日、立上州、對治國中與黨殘黨、打越武州、及關東發向之間、尊氏以下不堪防禦逃落候、新田武藏守義宗、令警固關東奉行大王、義興義治以下諸將立歸武州、可平敵陣、云云と、以て吉田方の二軍に分れてありしを想ふに足る。

名勝圖會云、人見觀音堂は今村內幸福寺へ移さる、昔は堂山に建てられし也、古き金口を藏す、銘に
武州多東郡府中、人見觀音堂、山城國坪井久勝寄進、天正八年卯月八日、再造修復奉也、當山主當庵玄實房、乃至法界平等而已。

（石原）（蒔田）（調布）

布田

今飛田給、上給、などを合せ、調布町と改む。俗說、此地なば上古タッツクリの布を織れる里なりと傳ふれば也。

新記云、上布田、下布田、上石原、下石原、國領の五宿、總稱して布田宿とす、布田宿邊の風俗に、每春三月三日兒女多くあつまりまとひして、兩の手に扇を開きもちて、調布の歌唄ひて、布を洒せるさまを爲せり、この曲節いと古風の樣ありと云へり、多摩川村南にあり、川幅六十間、淺瀨にて村民步渡りす、農作の隙、この川に出て結織をなす。○人類學雜誌云、調布町のほとり、玉川の沿岸に古墳二三ヶ處あり、皆土饅頭にして、石槨の顯れたるものなし、釋迦塚と云へるが最大なり、又板碑多く、此等は總て畠中より堀出したるものにして、其形長く細く、年代は概して南北朝の頃に修したるものとなす。○新記又云、北條役帳に「二百七十四貫文、多東蒔田郷、甲寅檢地辻、中條出羽守」と載たり、或說に、古へ布田を蒔田郷といふと、確なる證佐をみずと雖、今の下布田宿蓮慶寺は中條出羽守開基せりと傳へり、又宿內に布多天神の古社あり、布多を布田と書改しは、中古以來のことなり、天正十八年四月、豐臣家より出し禁制書に、武藏國多東郡補陀郷と記せり。

　玉河へまかりて、鵜つかふ業を見て、　橋千蔭
たらし頻わかゆつらし玉島の名にかよひたる里ぞこのさと、

布多天神社

調布町上布田宿に在り、延喜式、多磨郡の官社とす。此社名に布字を用ゐらるゝに因り、調布の故事を附會し、之を延暦年中の世にかけたれど、氐豆久利の歌はは萬葉に入れば、延暦に初まりしにあらず、僞風土記にも調布の説あれど、皆牽强のみ。○新記云、布多社上宿の北裏にあり、緣起ありて貞應二年の選述のよしをいへど、記す處妄誕にして、其頃のものと見えず、姑、其畔を摘みてこゝに投すと云ふ爾、桓武天皇延暦十八年、木綿の實始めて渡りしなれど、人未た布に製することを知らず、其時多摩川邊に虎嶋長者といへるものあり、布を製する方術を得、本朝木綿の初なりとかや、此に因り調布の里といへり、云々。

　多磨河伯にさらす氐豆久利さらさらになにそこのこの
　ここた悲しき（万葉相摸國歌）

御作之數云、國領なへて布田にゑる、この驛布田天神といふは式內の神社とは聞ゆれど、神の御名定かならず、國領にはむかし調布せしころの臼あり、また二子村といふにそのころの杵を藏めたるものありといへり。

（飛田給）

國領

今調布町の大字とす、布田五宿の東の終にて、石原宿より此まで一里餘。國領とは中世の國衙領の遺唱にや、又此邊にトビタ給、アゲ給、給田など云へる地名のある、皆中世の田制に給分と云へる事に起源せるなり。但し飛田給を悲田所に引きあつるは非なり、飛田某と云ふ給人の一跡なれば、村名にも立てたるのみ、上給とは給人の上地ならん。

連雀

今大澤、牟禮等と合同して、三鷹村と改む。布田、深大寺の北、小金井の東とす、府中の東北二里。

新記云、明暦三年正月、江戸回祿の時、神田連雀町も共に火にあひしかば、其處は上ケ地となりし故、住する處の町人へ替地として、武藏野御札茅場千町野に於て、宮地一町餘、寺地四町餘、名主へ七町餘、其外二十四人に四町餘より五町餘づゝ賜はれり、夫より萬治二年に土著して、同五年より貢稅を定めらる、其頃は連雀新田と唱へしが、後享保の武藏野開發より連雀村と稱す。

無禮

又牟禮に作る、小田原役帳に「無連、高井堂、九貫文」と云へるは此邑なり。玉川上水、及び其支派品川用水、村中を貫流し、神田上水の水源なる井之頭池は牟禮

の北界にかゝれり。又玉川上水の右傍、民家に接して一丘陵あり、南北の長さ五六町許、神明山と云ふ、平地（標高凡五十米突）より突起する十五米突許、一異相を呈す。牟禮とは此丘より起れる名歟、山峰を古言に牟禮とも云へり。

吉祥寺（キチジヤウジ） 村名なり、今境、西窪、關前等を併せ、武藏野村と改む、三鷹の北、小金井の東にして、豐多摩郡荻窪に隣接す。甲武鐵道は吉祥寺、境に停車場を置く、相去る二哩、田無町は境停車場の北一里にあたる。

井之頭池（ヰノカシラ） 今武藏野村の牟禮に在りて、即井頭川（神田上水）の源とす、此邊標高五十米突。○豐多摩郡井頭川を參考すべし）〔府内上水在絕畧記云、多摩郡吉祥寺村牟禮村境、今井の頭池といふ、目白下迄行程五里、堀割水を引き、小石川小川町神田御殿へ掛け、神田上水といふ、萬治の頃江戸川堀割り成、小石川に掛樋出來る、よつて水道橋といひ、御茶被爲召所謂を以、御茶の水も地名と成ぬ。〔府内備考〕○新記云、吉祥寺新田の井の頭池、すべて二萬坪許の池なり、一圓に葦生茂れり、往古は此池を神箭の水と呼びしを、大猷院殿この邊御遊覽のなりから、當所に渡らせたまひて、此池は江戸のほとりの井の頭なりと上意ありしにより、今に名となれりと、池の内に辨財天、聖天の兩社あり。

境（サカヒ） 今武藏野村と改む。○新記云、境村は昔柳の村なり、相傳ふ、此村は新座郡保谷村の農民下田三右衛門開闢、天和二年に發せしといへば、開發の年代も推して考ふべし、多摩川上水は村の北界をながる、小名水はきと云ふ處に水樋をかまへ、村民の呑水に用ゆ、品川用水も此に引入樋をかまへ、連雀村鳥山村の方へ流る

野川（ノガハ） 國分寺村小金井村の邊より發する野水の末にして、深大寺を過ぎ、國領、柴崎の間を流れ、和泉村の東に至り、六郷用水に合す、長二里半。

柴崎（シバサキ） 今神代村の大字とす。○新記云、柴崎村は國領宿の北隣なり、的矢庄と稱す、光照寺境内に古碑十餘基あり、貞治七年、康永二年、延文五年、正元三年等の文字見ゆるもあり、其餘剝落して辨別すべからず

深大寺（ジンダイジ） 今神代村に在り、此寺は村名にも呼ばれしが、佐須、金子などゝ併せ、更に神代村の稱を立つ、布田、國領の北一里、府中の東二里。新記云、深大寺々領五十石、眞言宗を奉す、天平五年滿功上人の開基にて、古へは法相宗なりしが、貞觀年中惠亮和尚住持の時に改宗せりと、應安三年、第五十七世住持辨盛の記せる縁起によれば、聖武帝の御世に、此地柏野の里に長者あり、水神深沙大王を祈り此寺を立つ、後世に至り世田谷殿（吉良氏）其衰廢を再興ありて、當郡を以て供料に當て、日波平行安が造りし大刀を内宮に納められしにぞ、再び寺門の面目を改めける、然るに天正十八年、小田原北條家滅亡の時、世田谷も沒落せしかば、再當寺も衰へかりしに、神君守護不入の制札を賜ふと云々、その後正保三年の春回祿に遇ひ、今の堂宇は皆この後の再建なり「武藏國多東郡、深大寺、奉冶鑄洪鐘一口、長四尺三寸、口二尺三寸云々、寺號深大、山號浮居、云々、永和二年丙辰、八月十五日」と銘せる古鐘あり、古城址、深大寺の南の方一町ばかり隔てゝあり、高さ二三十間の山にして、小田原記、及び鎌倉九代後記等に、天文六年、上杉朝定、武州深大寺の古砦を取立、北條氏綱を退治せんとすとある、是也。

佐須（サス） 今神代村の大字とす、深大寺の南に隣る、此を柏野里とも云ふは、元狛の里にして、文字を誤れる歟、〔和名抄〕狛江郷は此邊より南方多磨川の涯に及べるにや、駒井の名は佐須の南一里餘にのこれり。○新記云、佐須村は彼の深大寺縁起に、柏野とある地なり、今柏江郷と稱す、柏江郷は古の狛江郷なるべし、後世文字をあやまりて柏江といへるにや、東鑑に、武藏國威光寺院主僧圓海申して、柏江入道増西、寺領へ亂入し、田を苅り狼藉に及ぶの由を訴へしこと見えたり、此人或は此所の住人ならんか、さあらば柏江と轉ぜしも、後世のことにあらず、又虎柏神社村内にあり、是式内の虎柏神社なりといふ、深大寺の舊跡の南に當れり、村内祇園寺、古へ當社の別當なりといふ、當郡根箇布村（今西多摩の霞村）の諏方明神をも、式内虎柏神社と說けり、何れか是なるを知らず。○按に、虎柏神社は、式の一本に兒柏に作り、又虎狛に作る、いづれか是なる、書紀通證には虎柏と定め、欽明紀に載せたる膳臣巴提便が、百濟に御使の時、猛虎を刺殺したりと云ふ事を援引して、柏手の臣の虎を殺すとの縁語を設け、此社は巴提便を祭ると論ぜり、風土記逸文に虎狛ともありと云ふも、其原書は僞作なるべければ、據となすに足らず。

青渭神祠、深大寺より東の方三町ばかりにあり、こゝの字を池の谷戸と云ひ、これ式内にのする青渭の神社なりと、されど青渭神社は郡内澤井村にあるときは、當社は恐くは式内にてはあらざるべし、青波の字は、青渭と相近きによりかゝる附會の說おこりしにや、〔新風土記〕南多摩郡の長沼、并びに豐多摩郡の天沼を參考すべし。

金子（カネコ） 今神代村へ併す、國領、柴崎の東半里、甲州路村中を貫く。東鑑、寛喜二年六月の條に「武藏國在廳等注申云、去九日辰刻、當國金子郷、雪交雨降」とみゆ、七黨系圖村山黨の内金子六郎家範等出たり、是在名ならんには、古き地名なるや論なし、されど入間郡にも金子郷あり。

新記云、金子村は古へ金子十郎家忠が住居の地なりといふ、然るに村内に館跡を見ず、深大寺村に難波田彈正が

古城跡あり、是れ若くは金子の居所ならんか、其故は家忠は當國七黨の金子六郎家範の子なり、其先は平高望より出て、曾祖頼任より世々武藏金子邑に居りしに因て、金子を氏とせる由、ものに見えたり、家忠は保元中源義朝に屬して、戰功世の知る所なり、彼難波田彈正の先祖、難波田小太郎高範も、亦金子六郎家範が子なり、されば、十郎家忠と兄弟なれば、難波田の城跡即金子の居住なるを知るべし、東鑑に金子太郎、金子與一、金子源八、金子平右衛門尉等見えたり、皆一族なるべし、金子小太郎高範も亦東鑑奥州追討供奉人の中に見え、又隣村佐須村にも館跡あり、何人の居住せし所といふことを傳へず、其處を柏江の里とも云へば、又是れ金子の一族なりし柏江氏の跡か、皆七黨系圖に見ゆる家とす。

仙川（センカハ）　今割きて神代村、三鷹村の大字と爲る。○名勝圖會云、或曰、此邊の俚語に、水の地中より湧出す所を釜といふ、仙川水源の池、往古は清水の湧出し口甚多く、地中より吹出すゆゑ、是を千釜の池と唱ひ、いつの頃よりか仙川の文字を用ゆといふ、今は其池葦葭掩ひ茂りて、沼池の所僅に五六間四方に有ぬべし、しかれども、四時水涸る事なく、仙川用水と唱ふ、鐙田村にて六郷用水へ入る、古は此邊より玉川へ落入りしといふ。

烏山（カラスヤマ）　今給田、祖師谷等を合せて千歳（チトセ）村と改む、金子の東につゞきて甲州路にかかり、高井戸驛の西に隣る。

玉川路上、　　廣瀬　旭莊

松杉夾征路、似入緑雲鄕、笠上午陰合、衣邊秋暑亡、村猶存古朴、倉或備凶荒、知道前川近、林中一鷺翔、

烏山は甲州路東京より四里にあまれり、往古泉澤寺此所にあり、天文年中橘樹郡小田中村へ移りしなり、泉澤は又旋澤にも作り、もとメグリサハてふ地名に出て、今も廻澤てふ大字存す。（廻澤）

世田谷鄕旋澤村之内、寺家分に而、泉澤寺、民部谷共に如先約、令寄進申候、爾者自寺家直務、諸事可被仰付事肝要也、仍諸役公事、自他之綺、一向不可有之候、仍爲後日、永代證狀如件、

天文廿五年丙辰正月廿三日　前左兵衛佐輔康

謹上　泉澤淨寺、方丈侍者中、

覺東（ガクトウ）　今千歳村の大字とす。○新記云、覺東村は古は學堂村とも書せり、野川を田間の用水となせり、金子村より入り、喜多見村に沃ぎて、そのあたりにて六郷用水堀に合す、六郷用水は和泉村にて多摩川を分派する者也。

狛江鄕（コマエ）（駒井）　和名抄、多磨郡狛江鄕、訓古乃江。高山寺本、訓古萬江。○今狛江村、并びに神代村、千歳（烏山）村、砧村等なるべし、狛江村に大字駒井（コマヰ）のこり、中世には柏江鄕と稱したるも、是諸村の中なりと云へば、狛を柏に誤り、其誤りに從ひ柏江の稱謂も起りけん。

續後紀云、承和十一年五月、武藏國言、多磨郡狛（原書一本作猪）江鄕戸主、刑部直繼戸口、同姓眞刀自咩、爲同鄕刑部廣主妻、生四男三女、經廿一年、夫乃死亡、眞刀自咩居喪有禮、事死如生、墳側結廬、晨昏悲泣、推移歳月、終始不渝、見其操行、可謂節婦者、勅、宜特授位二階、兼終身免同戸田租。○小田原北條家役帳に、多波川北駒井本鄕とあり、又駒井宿河原とあり、この駒井もこゝのことにて、宿河原は今の橘樹郡登戸の宿河原村なるべし。

和泉（イヅミ）（猪方）　今狛江村へ入る、岩戸、猪方（ヰノカタ）等も皆合同せり。○和泉村の邊に古塚多し、中に龜塚と云ふは形狀龜の如く、高さ二丈餘あり、面積三百歩許、鑿かれて形變したり、富士塚といふは周廻四十間許、高さ一丈餘、其餘大小七八個あり。〔名勝圖會〕又猪方村に古塚九所あり、大なるは周廻三十間、高一丈餘、又岩戸村に古塚十一所あり、大なるは周廻三十間に及ぶ。○和泉村にて、多磨川を堰入れ、荏原郡六鄕領の方へ灌漑する溝洫あり、六鄕用水と稱す。

喜多見（キタミ）（木田見）　今大藏、鎌田、宇奈根等を併せ砧（キヌタ）村と改む、駒井の東にして、荏原郡界に在り。此邊は玉川の沿岸、沼部の方まで、古墳多く遺れり、大藏に五所ありと一書に錄せり。木田見氏は、江戸氏の裔なり、初め江戸重長は源頼朝に信任せられ、武藏國の諸雜事を沙汰し、江戸、木田見、（後北見或は喜多見に作る）丸子、小日向、柴崎、飯倉、澁谷、高田等の地を領す、五傳して長門に至り、足利尊氏に從て戰功あり、長門より四世重廣の頃に至り、關東大に亂れ、兩上杉氏挾きて足利成氏を伐つ、成氏下總古河に據り古河公方と稱す、太田道灌即江戸城を築きて成氏を拒く、此時重廣はすでに江戸を去りしならん、江戸系圖に、重廣の子定重、相摸中郡寺例に居り、孫常光小田原に居るなどあれば、轉徙常ならざるが如し、常光の子賴忠より以來は北見に居りし事、同地氷川神社棟札「永祿十三年、下多東郡中丸鄕、北見江戸刑部少輔賴忠、」云々、又世田谷領古文書に見え、（北見）北條氏に仕へ吉良氏に屬す、其子朝忠尤も節を北條氏に盡す、天正十八年德川公の關東を領するに及びて、朝忠の子勝忠、江戸を改めて喜多見と稱ふ、勝忠の孫重政、將軍綱吉公に仕へて寵用せられ、封を加へられ二萬石に至りしが、元祿二年族重治の事に坐して封を褫はる、是に於て江戸氏永く亡ぶ。〔史學雜志〕

大藏（オホクラ）（岩戸）　今砧村の大字とす、氷川神社、永祿八年棟札に「荏原郡、石井土（イハヰト）鄕、大藏村」と記す、石井土は今狛江村の大字岩戸（イハト）を本として、四近の總名に呼べるにやあらん、此邊に中世荏原郡の稱あるは、郡界の出入常なかりしを徵す。

大蔵村年貢四拾貫皆納、石井戸新開貳貫、満願寺へ壹貫分、夫役に七百五十守之御夫に、二百五十憶に濟者也、

芝村拾壹貫納、高田分貳拾貫皆納、坂戸河原拾貳貫皆納、熊分五貫皆納、弘治二年丙辰十二月十八日、

太平殿　等々力村民所蔵

宇奈根（ウナネ）　北見大蔵の東にして、荏部界に接す。〔新記云、小田原役帳に「九貫五百文　宇奈根、三貫文同所中島屋舗、太田大膳亮」とあり、宇奈根川、南田川ともいへり、和泉村より來り、大蔵村の中央をすぎて、巽の方にて多摩川へ合す、また小田原役帳に「一貫文北見之内安養寺分、恒岡彈正忠」とあり、近きあたり岡本村に岡本山長圓寺安養院と云へるあり、もしこの安養院にもあらんか。

多摩川（タマ）

西多摩郡雲取山の奥、雁坂峠の東南に發し、市之瀬川（イチノセ）と云ひ、〔甲州都留郡、及び東山梨郡の管内〕柳澤川、黒川等を合し丹波川（タバ）の名あり、凡峽谷を流るる十五里、青梅町に至り、漸く山を離れ東南に進み、秋川、淺川等を併せ、武藏野の南偏を貫き、凡十七里、羽田鼻（ハネダ）に至り海灣に歸す。末流、橘樹荏原兩郡界をなす邊に於ては、六郷川と稱す。古名を石瀬とも云へること、六郷川の條に明かにす

（多麻川）

多麻河（タマカハ）泊にさらすてづくりさらさらになにそこのこのここたかなしき、〔万葉〕

玉河にさらす手づくりさらさらに昔の人の戀しきやなぞ、〔拾遺〕

（丹波川）

東鑑、仁治二年、關武藏野、被懸上多摩河水と見えれば、此河水を引用することも久きことなり、沿岸の曠野頗其利を被むれり、殊に大なるは江戸上水道にして、承應元年、羽村に渠口を設け、東に導引すること十三里、支派分枝甚多し。古書には下游にも丹波川の目あり。

（玉川）

かかり火の影にぞしるき玉川の鮎ふす瀬にはしかりそひつつ、〔夫木〕

江戸砂子云、玉川は河越のさきより（今按、玉川は入間郡河越にかからず）多摩郡へ流れて大河なり、六玉川の一つにて名所なり、鮎を名物とす。〔海道記會云、玉川は六郷川の本名なり、六玉川の一にして古詠多し、入間郡にては入間川と云ふ。玉川は入間川と水脈を異にす〕新記云、玉川は水源信濃國イザルが嶽より湧出し〔武州秩父郡と甲斐山梨郡の界なる雁坂峠の東南なる山間に出づれば、信濃國の遠東にして、地境相接せず〕丹波山を過ぎ、丹波川と云ひ、流るること三十八里餘にして海に入る、顯昭法橋の袖中抄に「武藏國兒玉の郡より流れ出づるを玉川とする」と記するは誤なり

（多波川）

幸便之間申候、信州擬様必然之儀者、昨日自是申候き、今日者終日及談合候、甚之様子無落着も、先早々多波川迄諸口之人數可打置由、立早飛脚候、其内遂工し、西上野へ成とも、甲州表へ成共、駿州表へ成共、可有行逢候、猶々急速に可用意專一候、當方弓矢此時候、恐々謹言、

二月廿日（天正十年）　氏政　花押

安房守殿（藤田氏）〔諸古文書〕

多波川（タバ）の字面にて、日蓮注畫讚にも武藏國田波川の邊にして武を示すと見え、小田原役帳にも多波川と載す

荏原郡

荏原郡（エバラ）

玉川下游の北岸にして、東は海、西は多摩郡、北は東京及び豐多摩郡に至る。今面積七方里、人口十萬、二町十七村、品川に治す。府南の近郊にして、其海岸は水陸の要衝に當れり

荏原は和名抄、江波良と注し、九郷に分つ、後世勢多郷を多摩郡より併せ、又蒲田の北郷、木田は豐島郡へ入りたり、又櫻田郷は全く府中の内に歸し、芝、麻布等の巷街と稱る。〔荏原とは文字のごとく、荏草の野なるべし、それにつけ江戸も荏處の義ならんと說く者あるは信け難し

江戸と云名のよし、荏處の略語にて、好荏の生る地なればになるべし、もとは荏原の郡に隷たりけん、豐島郡の地は間々におはり行く習ひなれば、後豐島郡に隷るにや、荏原と云るも荏の生列たる貌に云詞なり、安藝國高田郡阿原郷あるにも思ひ合すべし、縣居翁の江の門とはいはれしはしひことにて、此わたり江の門ともいふべき地形いにしへにもきこえず、今もあることなし、さるを古學に心をよせし人たち、大江の御門とさへいふめるは、本をたゞさゞるみだりことになん。〔島繪考引、小山田與清說〕

新風土記云、荏原郡、すべて郡中の地勢をおすに、東は方海濱に近よりては、三分之一平地にして、西北の方へつづきては、村々すべて高低の岡、野土黒土なれば穀植に宜しからず、是を細にいはば大井村より南の方、新井宿、一之倉、堤、池上の村々皆岡つづきなり、又池上村より南西の方も小山かちなり、こゝより海濱の方へは一圓平地にして數十村あり、其内大井村は最海岸にそひ廣[illegible]の地なり、又目黒川の左右に水田ありて、其間四五丁許にて、品川の海濱まで、行程一里あまりもうちつづけり、この目黒川より豐島郡によりたる間には、諸家の下屋敷或は商家などあまたありて、江戸御府内につづけり。

勢多郷（セタ） 和名抄、多磨郡勢多郷。○今荏原郡に歸し、玉川村に大字瀬田存す、狛江郷の東なれば、形狀相應す。されど其北なる世田谷は此郷内と想はれず、隣地同名と雖、往時は郡郷を分らしなり。

瀬田（セタ） 今野毛、等々力、奧澤、用賀、野良田などと相併せ、玉川村と改む、玉川の北岸にして、品川町の西方二里半。東京より目黑、世田谷を經て瀬田に至り、溝口、八洲に向ふを大山街道と稱す、相州中部の往來にあたる。慈眼寺に延元、應安、貞治等の年號を刻める板碑あり。

等々力（トドロキ） 今瀬田、奧澤等を合せて玉川村と改む、瀬田の東隣とす。○新風土記云、等々力は兎々呂城にも作れりと、傳說あれど詳ならず、古文書にとゞろき小山と云ひ、小山は今尾山に作り、相隣比す。

世田谷領之内、とゞろき村、同小山郷共に爲給分下置者也、闕役以下、於何事他人之綺不可有之、山野等並相任候、爲後日書狀如件、

天文二十年辛亥十二月　　左兵衞佐賴康

大平清九郎殿

野毛（ノゲ） 今玉川村の大字にて、等々力の西南なる河涯に居る、野毛原の大塚は、全山丸石にて築きあげ、高二丈許、此邊を凡て古壘の跡と云傳ふ、されば村民等時として布目瓦、瀬戸物のかけ、又うづまき形ある土器など掘出すことありと、此所は高臺の上なれば、多摩川を眼下に見下し、又塚の上より望めば、品川沖より總房諸山まで一望の内にありて、佳絕の地なり（新風土記）

考古雜誌云、上野毛の古墳は、小字谷川上と稱する畑中に孤立せり、里俗吾妻塚と稱せり、位置は東南に向ひ、土塚にして高さ凡四間半、塚上稍平坦にして、面積凡八坪なり、周邊に小濠あり、又埴輪を以て圍繞せしが如し、其の斷片の近傍に散在すればなり、又砂礫をも敷きたるが如し、今尙所々に見ゆ、石槨は丘の中央、頂下凡一尺餘にあり、長九尺幅三尺、厚七寸の一枚石を以て蓋石とす、新風土記の上野毛村の條に「四ッ塚は村の東より北の方、道の傍に塚四ッあり、高さ何れも二尺許なり、人誤て此塚へ手をふるれば大に祟あり」といふ、今回發掘せし古墳は、此の四ッと塚は全く異なり、そは塚の偶數、高さ等合はざればなり、發掘品は槨内にては人骨、及び金屬製品、石製品等なり、槨内はもと朱詰にせしにや、遺物に朱の附着せしものも見えたり、其他周圍に於て、土製品をも發見したり、人骨を除き發見遺物を區別すれば、

金屬製品、劍身（凡二尺五寸）三本、刀の身（直刃二尺三寸以下）六本、甲冑の破片一括、○石製品、勾玉（蠟石瑪瑙石）七個、管玉（出雲石）十二個、小珠玉（滑石及び玻璃）一括、石刀子（形狀種々最可識）二百三十五個、木履形石器　二個、石盃（長五寸三分幅三寸一分餘）一個、異樣石器　個、石皿（各二寸許）二個、石坩（一寸九分及一寸一分）二個、石甕（長二寸一分及一寸七分）一個、石盌（口徑二寸六分高八分）一個、石笓（長二寸八分幅一寸一分）一個、○土製品、赤燒土器破片　一個、埴輪破片　一括

奧澤（オクサハ） 今玉川の大字とす、等々力の東に隣り、九品佛堂あり、淨眞寺と稱す、品川の西二里。

淨眞寺（ジヤウシン） 九品佛堂なり、唯在念佛院と號す、相傳ふ、此地はもと吉良家の家人大平出羽守が住みし所なりと、一旦荒蕪の地となりしを、寛文五年寺地とせり、其頃は珂碩上人越後國村上本要寺に在りしを請ひしかば、上人終に延寶六年此地へ來つて住持となれり、仁王門を入て右の方に本堂あり、十一間四面の堂にて西に向へり、龍護殿と扁額す、又本堂の向に三佛堂あり、三宇竝立せり、何れも九間に六間の堂にて、堂毎に丈六の阿彌陀佛三體づつを安置す、凡て九體なるにより、通じて九品佛堂とも唱へり、西南の方小高き所に開山珂碩上人の墓あり、上人の事蹟は法弟珂怨が記せし行業記に詳なり、記中に「師今日造佛九品丈六阿彌陀佛像九軀、每一軀、圓光之中、小佛一千十一軀、九品九軀、小佛丈凡一万百十軀、丈六釋迦佛像一軀、圓光小佛一千一十軀、惠心僧都暨田千軀尊像一千十軀、備中千軀、尊像一千十軀、石縣千軀尊像一千十軀、藥師觀音勢至地藏像各一千十軀、以至其餘佛菩薩像、大凡三萬二千軀」云々、又此寺に芝梏（シバカラシ）の名號と云ふ物あり、幅九尺長さ十三間の紙に書せし六字の名號也、當山二世珂億上人の筆なり。

沼部（ヌマベ） 上下の二村に分ち、今鵜之木（ウノキ）、嶺村と相併せ、調布（テウフ）村と改む。奧澤の東南にして、玉川の岸なる岡邊に居る、或は沼目（ヌマメ）に作る。

新記云、沼部村の赤坂に觀音堂あり、堂は七尺に九尺南向なり、相傳ふ此本尊は土中より掘出せしが、陶佛の頭ばかりにて全體なかりし故に、村民磁器の筒を作り、彼佛頭を其上に安置して此堂に納むと。○人類學會雜誌云、上沼部村に古墳六所あり、二所は瓢形にして、其一は後圓の處に觀音堂を建てられたり、此地は貝塚（字を花野といふ）と接近しあるを以て、埴輪の破片と、貝塚土器の混し在り。

（沼目）

上丸子之内、近年川成に付而、世田ヶ谷領沼目之郷與聞答候、依之去年己丑九月、興津加賀、中田加賀、安藤代福田、三人之撿使を以、被爲見候處に、於上丸子者無紛由申上候間、急度作職申付令授之、御年貢可指上者也、仍如件、

庚寅三月十六日（虎印）　　今阿彌、奉之

中村五郎兵衞、上丸子百姓中、

鵜之木（ウノキ） 沼部の東南にして、大森の西一里餘にあたる。此邊には貝塚石器、土器、骨器など散在し、池上村の方ま

で一基の塚人遺蹟とす、本門寺、光明寺相距る半里。

光明寺（クワウミヤウ）

新記云、鵜之木光明寺、淨土宗、雷留觀音堂あり、觀音立像三尺、弘法の古作なり、裾の方燒損してあり、當寺緣起に「寛喜の頃いづれの年か、六月九日、開山善惠上人、鎌倉八幡宮へ一七日通夜し、滿する翌朝門外に異僧に逢ひしが、彼僧此木像を授て去れり、この像しばしば光明を放ちければ、當寺を光明と號せり」と、この寺の境内廣かりし頃は、この堂も今の處よりはるか隔てあり、相傳ふ新田義興の靈、雷となりて江戸遠江守を追ひし時、かたへの辻堂をさして逃けると太平記に載せたるは、則この辻堂のことにて、昔の所にありしこれは、人家をはなれてありしさまおもひみるべし、その時雷火を防ぎし靈驗あるにより、この名を負へりと、像のたゝれしもこの時のことなるか、遂の後當寺の境内せばまりし頃、改めて堂を此地へ據へりと云、〇光明寺に石搭を所藏したり、長九寸五分、雷留緣起に附會せらるゝ者光明寺池、東西百五十間、南北百十間許、この池古の多磨川筋にて、矢口村の沼に續しと、近き頃までは池と沼との間に堺ありしに、今は古のさまを失ひ沼も亦水田となれり、或時この池の岸を修造せんとて、側の山の根を穿ちしに、石棺を得たり、其中に首頷より手足に至るまで全く存せる枯骨あり、いかなる人の葬所にや、今石棺を立て、入定の僧の屍骸ならんと銘して云へども、甚よりて石槨中誌銘等もなかりしといへは、其實はしるべからず、古碑境内墳墓の傍にあり、相傳ふ、當寺境内に貞永より天文に至る古碑三十基ありきと、今存するは明德四年同闍梨性賢、嘉吉三年道秀禪門、文安三年覺仙闍梨、文明四年十月慈運、明應二年十二月禪林□□、文龜二年運伴□秀意、永正二年妙心□尼、永正七年六月妙忍□尼、天文三年甲午性範大德等の碑なり、(諸碑いづれも地方普通の靑石にて、板牽堵婆の形なり)

滿田郷（マヌタ）

和名抄、荏原郡滿田郷、上音下訓。〇今詳ならず、もしくは勢田の南東なる沼部、池上、馬込などの地にあらずや。滿は古音マヌ、唐韻莫旱切、集韻母伴切)ならん。

池上（イケガミ）

今池上村と云ふ、鵜之木の東に隣り、矢口村の北なり。江戸此邊を千束郷とも云ひ、千束池がありて、其池の上なる村落の義と說けり。新記云、千束池の池上と云ふことは、今日の地形にては疑はしと雖、昔此池甚廣く、本門寺の山麓までも池中なりしとぞ、今に村北にある千束池は、纔に其形の殘れるなり、かゝる大池のある地なれば、當村のみにもあらず、池尻、池澤などいへる地名も皆この池より起りしなりと云へり、當村開闢の年代を傳へざれども、鎌倉將軍の時、池上右衞門太夫が住し地なりと云ふときは、古き村なる事しらる、應永年中、上杉禪秀亂を起して滅亡に及びし時、其子宮内少輔憲秋、鎌倉を落出て武州池邊へ遁れ來りしが、終に自殺せしよしな、鎌倉物語等の書に記したり、誤り傳へて邊と書きしならん、小田原分限帳(永祿二年)にも池上の地名あり、其頃までは田地も僅に開けたるのみにて、多く本門寺領にて不入地なりきと(今按、憲秋自殺の池邊は此に非ず、多摩郡高幡、立川參考)

本門寺（ホンモン）

池上村に在り、日蓮の宗一本山にして、宗祖入滅の遺蹟とす　大森東驛の西南半里、樓閣堂塔、頗る壯大なり。法華靈場記云、本門寺は千束郷池上村に在り、千束池に長三町横五十間、弘安五年、宗祖日蓮、池上左衞門尉宗仲の宅に遷化す、即其宗仲の家を轉して寺となせりと。〇新記云、本門寺は池上村の南に在り、境内六萬七千六百坪、法華宗本化一宗正統の靈場なり、長榮山大國院と號す、宗祖日蓮上人の開闢にして、鎌倉營作の棟梁池上右衞門太夫宗仲の建立する所なり、其由來を尋ぬるに、建長年中日蓮安房國より舟を浮べて當郡品川に着岸す、時にこの池上の地を見て、傳へ聞ける靈山の跋提河の景色に似たるをよみし、あらかじめ入滅の地と思ひ定めけるとぞ、其後康元年中、宗仲も日蓮に見えて崇信し、文永十一年十一月發願、本化の道場を建立せんことを欲して其志を告しかば、日蓮これをよみして長榮山本門寺の號を與へ、且大曼荼羅一枚を書して附屬せり、(此曼荼羅は第五世日叡上人身延山祭職の時、かの山へ移せしより今彼山にありと云)其後宗仲當寺を造立せしは、弘安四年の事なり、明る五年、日蓮みづから入寂の期近きにあるをしり、九月八日身延を發して、同十八日池上に來り、宗仲が家に入る、高足の弟子日法、其半前にして肖像を彫刻し、頭上の燒實に至るまで、いさゝかもたがはず寫しければ、上人自下曼荼羅を書して、その胎中に納め、莊嚴を盡し彩飾を加へ、又弟子檀那等に告て云、二七日を過て我まさに入滅すべし、其時地神悲嘯して震動するを以て我死相を卜すべしと、十月三日讓狀を書して、隨身佛一軀、并に安國論、御狀二通を、日朗上人に附屬し、又當寺と鎌倉比企谷妙本寺(松葉谷本國寺か、疑ふべし)とを合せて日朗に讓れり、同十二日酉の刻、今の大坊の地、宗仲が宅において、北面安坐し、明る十三日辰の刻入滅す、その後遺言に依て、骨を身延山へ送る、明る六年十月に、六老僧等此地に來會して、日蓮の遺文をあつむ、二世日朗、正應四年九月、豫め付弟を定む、三世日輪是なり、讓狀に「釋尊一代之諸理、日蓮一期之功德、悉所奉付屬日朗、云々、日朗又日輪付法」云々、日朗老衰の遺囑に「本門寺日朗上人、御遷化之後、爲其門弟、法門弘通意□、守本所蹟、可令同一味同心」云々、其後第十二世日惺のときまで、鎌倉妙本寺にありて當寺を兼職せり、小田原記に「永祿十二年、武田信玄當國へ亂入のとき、六郷の橋を燒落されて、濟ることあた

はず、池上へかゝりて當寺をも燒んとせしが、その時の住僧は身延より來たりしものにて、かねて信玄へもまみえしものなれば、寺をば燒かず平間渡へかゝりし」と云へり、天正十八年、御當家御打入、當國御居城の地となりしかば、明くる十九年、日惺比企谷より當寺に遷りて、妙本寺を兼職し、慶長三年二月、寺領百石の御朱印を下さる、享保十年、當寺廿四世日等住職の頃、ながく紫衣を着することを免さるゝの綸旨を賜へり、山門は石階の上にあり、八間に三間、天文年中第九世日純造る、左右に密跡金剛の像を安す、この像は和銅三年行基菩薩の作なり(相傳ふ、昔大坊日現、古川村眞言宗藥師堂別當と諍論せしとき、互に寺寶を賭として勝負を決せり、時に近鄕の地頭行方彈正この事を聞て、家人を遣はして日現を護らしめ、宗論の果てに、二王像を此地へ移さるゝと、)本堂は(釋迦堂)方十間許、享保十四年重修す、影堂は本堂の東にして十二間四面、享保七年重修す、五重塔も本堂の傍にて、三間四方高十五間、慶長十三年、台德院殿の乳母正心院日幸尼の祈願により(此乳母の池上寺祈願のこと、天正十八年日記にも見ゆ、岡部局ともいふ)建立せしめらる、方丈は天正十九年日惺上人入山以來、今に至るまで池上院と呼ぶ、正德年中再建、書院、小書院等、さま／＼に建つゞけ、ことに珍らしきは、五間に廿八間の長廊下なり、もと書院等は山の上にあれば、夫より坂の如くにして下の庫裏へつくりおろせしものなり、其造作甚奇なり。○本門寺方丈、近年火災、八代將軍の前夫人眞宮(伏見宮の女、寶永七年逝去)侍妾おこんの局(享保中逝去す、田安殿の生母)すま子の方(九代將軍の生母深德院)等の墓、本門寺に在り。八代公の當寺歸依は、羅山詩集に「余往見池上、誠大伽藍也、近時紀伊君之營堂、寨信日蓮流造立之、雖京知恩院江戶增上寺、不過」とあれば、南龍公(八代公の祖)の母(養珠院)の歸依に基因するのみ、而も其結果八代公の時に、紫衣勅許の寺格にものぼることと爲る。

池上にさくや南無妙法蓮げ、

長祿寬正記に、法華僧日親の語を錄して、開山日蓮は日本無双の法華經の行者なるに、諸宗より偏執の想を爲しけるにや、其行狀を元亨釋書にも不被入、高僧傳にもこれなし、安房國長狹郡東條、片海市川村に生れ、十二歲淸澄山に上り、眞言の門弟となり、十八歲にて出家、是成坊と號し、(中略)武藏國荏原郡、千束村池上といふ所にて、弘安五年十月十三日入滅あり」云々。

馬込(マゴメ)

今馬込村と云ふ、池上村の北とす、近世は領名にも呼べり。○新記云、「馬込村は昔駒込と唱へしと、されど小田原分限帳に江戶馬込三十二貫文、梶原助五郎と記したれば、馬込の方古き唱なるべし、此所は土地高低甚多し、ゆゑに土俗には九十九谷ありと稱す、萬福寺境內二町餘、村の東方にあり、昔は郡中大井村に在しが、海濤の患を避て、いつの頃にか當所に移る、小田原北條の家人梶原三河守、當寺の大檀那として中興せりと、開山を大覺和尙と傳ふ、鎌倉建長寺の道隆を指すごとし、本尊彌陀は金銅佛にて、三國傳來とぞ、高さ二尺九寸、脇侍二菩薩各二尺許、普通のものとは狀貌異也。

洗足池(センゾク)

昔千束に作り、鄕名にも呼べり、江戶淺草にも同名ありて、語意は千僧供料の免田などより起れるにや。近年此池畔に、勝海舟先生を葬むれるより、都下の人往詣する者あり、本門寺の西々北一里、目黑不動堂の西南一里。

(千束)

新記云、按するに僧日蓮の文書に、千束鄕池上と記せしものあり、又中延村八幡社、別當法蓮寺藏、長治二年の舊記に、千束鄕中延村と記せり、今馬込村の小名に千束あり是其名殘にして、當時馬込村も此鄕に屬せしならん、其千束なる池塘は、四傍所々の谷合より流れ出る所の淸水、落入て湛へたる池なり、池の大さ乾より巽の方へわたり二百間、坤より艮の方へは百八十間許、旱魃の備へに、堰をいれて水を湛へ置く、されど廣き池なれば、餘流を千束ながれと稱し、又霖雨の時は、時として水溢れ、近きあたりの田地をひたし、呑川へ落合ふ。

六郷用水(ロクガウ)

北多摩郡深大寺の邊なる野川、仙川の末と、和泉村(今狛江村)に堰入るる多摩川分派とを源泉とし、東に利導して六郷領の諸村落に灌漑す、長五六里にも及ぶべし。

新記云、六鄕用水、土人或は次太夫堀といへり、慶長の頃にや、小泉次太夫吉次、仰をうけて掘らしめしかばかく呼べり、水源は多磨郡和泉村より多磨川を分水し、岡本村にかゝり、それより當郡瀨田村に入り、上野毛、下野毛、等々力、小山、上沼部、下沼部、峯村を經て、鵜之木に至り分流二條となり、一すぢは久ケ原、德持の二村を歷て、堤方に至り、一すぢは矢口、安方、道塚に至りて數條となり、其分流六鄕領の田地に沃けり。

矢口(ヤグチ)

今矢口村と云ひ、下丸子、古市場、道塚、小林等を併す。沼部の南蒲田の西にして、多磨川に沿ふ。此邊河道の變遷ありしにや、下丸子の如き、本來橘樹郡の所屬なるべきも、今河東に在り、古市場は本村の管內なれど、今河西に在り。(矢口は近世新田義興橫死の事迹を談し、古驛路の津頭なりと稱せられ、矢口渡の名は、風來の院本に因りて、洽都鄙に喧傳す。然れとも多磨郡の矢野口にも、義興の變事を傳へたり。因りて按ふに、多磨郡の矢野口は府中より鎌倉に向ふ渡津と謂ふべく、荏原郡の矢口は豐島江戶より鎌倉に向ふ渡津なりしごとし。延喜式の古驛路は、橘樹郡小高にて渡津したり、後の丸子の邊とす。矢口は丸子に接すれば、相去る遠からず。文明年中の道興回國記にも、江戶芝浦より荒井(今新井宿)に出て、丸子を經て鎌倉に向へり。往

昔の東海道驛路は、丸子矢口の邊にて多摩川を渡りしを知るに足らん、荒井の西南一里餘。

新記云、矢口は太平記に載せられて、世にしる所なれば、古くより開けし村なることは論を待たず、矢食村と稱せしを、誤りて矢口と唱ふと、多摩川の對岸に、矢向、矢上等の地名あるときは、此邊すべて矢のことによりて地名もおこれり、矢口の渡の迹は古への鎌倉街道の筋の渡なり、その所は今の新田社の邊なり、今も多摩川の迹とおぼしき所はくぼみて見ゆ、多くは水田となりたれど、矢口沼と稱して蒲など生ひしげりたる所あり、鎌倉記に、應永廿三年、上杉禪秀亂を作せしとき、上杉の世頁田、岩松等兵を上げしに、桃井宗綱は禪秀が手に加りて鎌倉を攻め、終に江戸遠江守が爲に討取、頓て遠江守が首を當所の川邊に梟首して、高札を建てしと見えたり、鎌倉記は悉く信ずべからずといへども、世にもいひ傳へたれど、皆く記して疑を存せり。小田原記云、永祿十二年、甲州勢池上を按内者とし、矢口の渡を押にこわたし、稲毛の十二間と云所へ渡り、稲毛十六郷を追捕す。

矢口新田靈社

矢口の古渡頭に在り、近世林羅山之を記して、新田義興の靈社と爲す。新田氏矢口渡横死の事は太平記に出づ、然れども此地の外多摩郡にも矢野口ありて、一事を兩所に傳ふ、疑ふべし。

江戸砂子云、矢口村新田大明神社、別當眞言宗興國寺と云ふ、靈社の後に廟所あり、木立ありて陰森たる古墳、實に數百の星霜をふりたるさま信あり、新田左兵衞佐の爰に自殺せるは、延文三年十月十日也、近世石碑を建てらる、守山侯（松平頼寛）の造立にて、文は南郭、書は烏石なり、十寄大明神は、新田社より西三町程に在り、義興と共に討死せし、十人の從士の骸を寄せて、塚に築きたる所とぞ。○林氏神社考云、新田左兵衞督也、義貞子也、吉野先帝美其武勇、賜名曰義興、（中略）及足利基氏在鎌倉時、義興自越後潜到武藏、聚亡命者、時々往還上野國、鎌倉執權畠山道誓、聞之大恐、令竹澤氏江戸氏誘殺之、二人詐叛鎌倉屬義興、（中略）告之曰、今襲鎌倉必可破矣、義興許之、夜密赴鎌倉、二人待之矢口渡、與水手謀、鑿船底欲沈之、（中略）義興大驚自殺入水、十人令水手亦得其首、獻基氏、基氏行賞二人、受莊田數所、江戸氏先赴莊所、至矢口時、迅雷疾風、波急船沒、中略霹靂射江戸氏墜馬、氣絶、七日遂死、翌夜鎌倉道誓夢、黑雲上義興率諸鬼、伐鼓引車、入基氏所陣入間河、覺而以夢告人、時雷火燒入間河民家數百宇、又多見怪于矢口渡、人甚懼恐、於是爲立社祭之、因曰新田明神、每年祭禮、至今不絶。○新記云、矢口明神は村の中央にあり、新田左兵衞佐義興の靈を祀れり、緣起は延寶年中林春齋の撰する所のなりといへど、多くは古書を閲して抄出せしなるべく、今太平記、南朝実、南方紀傳等の書と參考するに、大抵は違ひなし。

太平記、新田左兵衞佐義興自害の事の文中に曰く、矢口の渡に押出す、此渡は兩岸に隔て、遙か向に漕出し、河中漕ぎ出で、艫舳にある由にて、櫓かいを川に落入、二人の水手河中に飛入て逃去ける、云々、江戸遠江守、同下野守、竹澤右京亮に、左馬頭殿の入間川の陣へ馳參、畠山入道ならず沒て、數ヶ所の恩賞を給りける、竹澤は猶其實の者を導べしとて、陣に留置、江戸二人は恩賞の地へ下向しけるが、矢口渡に舟已に河中を過ける時、俄に天曇雷鳴、白浪舟を漂し、潭底に沈にけり、何樣義興の怨靈にやと、遠江守憶怖して引返し、餘の所をとて、二十餘町ある上の瀬へ、馬を早めける程に、在家は遠し日は暮ぬ、山麓の辻堂を目當て、馬をあをりける處に、黑雲落下り、雷電耳の上に鳴ひらめきける間、後を乾度見返りたれば、佐殿火威の鎧に龍頭の甲を着、馬の額に角生たるに乘、云々、すゝと射とほさるゝと思て、江戸馬より倒に落ち悶絶しけるを、江戸の宿へ送付、云々、又矢口渡に夜々光物出來し、往來の人を悩ける間、野人村老集て、義興の亡靈を神に崇め、常盤榮葉の祭禮、今に絶ずとぞ承る。

神明鏡云、延文三年九月十九日、新田左兵衛佐義興、武州丹波川船中にて自害。

三養一覽云、義興の自害せるは、多摩郡谷口なり、荏原郡の矢口にあらず。

蓮沼

今矢口村の大字とす、矢口の東北に接せり。○新記云、蓮沼村は、土人の語り傳へに、往古玉川この邊を流れ、其の方に入り斗村磐井神社の傍より海に注ぎしに、いつの頃か水路變じ、其跡は沼となり蓮多く生したれば、かく名づけたりと、今玉川の流は是より南方十七八町にあり、又嘉祿年中荏原兵部有治、此地を領せしよし、荏原氏は武藏七黨の中、猪俣黨にもあれば、かの系圖を閲するに、有治の名未だ見えず、又中延八幡宮社傳に清和源氏、義家の庶流にも荏原氏ありといへり、應の後永祿の頃は、行方彈正忠所なりしと、然るに北條分限帳には「二十五貫文、六郷之内蓮沼、鵜田新三郎」と載せたり、行方氏の六郷領地と入あひてありしにや。

今泉

今矢口村の大字とす、多摩川の岸に緣る。○新記云、今泉の延命寺、開山は自悟の寂惠良曉上人なり、鎌倉材木の光明寺の第二世にして、後橋樹郡白旗の郷に遁る、ゆゑにその流を稱して白旗流と云ひ、嘉祐二年寂すと、按ずるに本朝嘉祐の年號なし、嘉祐は別に逸號なるも知るべからず、古碑二境内にあり、一は延文二年、一は應永十八年ときざむ。

道塚

今矢口村へ併せらる、今泉の東南にして、六郷村に近し。新記云、道塚村には古塚あり、其邊古の鎌倉街道にあたる故を以て、村名起りしならんと、土人は云へ

り、小島塚は村の東南の方、用水堀の涯にあり、或は獨鈷塚とも呼ぶ、二三歩の間に踞りたる僅小の塚なり、大樂寺の境内、古碑十一基あり、こは境内古木のもとより出しと云ひ、正和六年、文保元年、同六年、建武三年十二月、康永四年、貞和二年丙戌、文和[　]、貞治[　]、應永三年、同十年、延[　]三年等の古碑なり。

小林（コバヤシ）　今矢口村へ併せらる、正木若松文書、弘安元年本領注文に、武藏國蒲田郷、小林村とあるは此なるべし、蒲田村の西に隣接す。（埼玉郡にも小林村とあり）

石瀬川（イハセ）　多磨川の別名にして、東海道の驛路に當れる津頭に、此名あり、後世之を失ふ。蓋橘樹郡小高驛より、荏原郡大井驛にいたる間に在りて、丸子、矢口の邊たること、推測して知らる、承和二年官符に見ゆ。

類聚三代格、承和二年官符、應造浮橋布施屋、并置渡船事、（中略）武藏國石瀬河三艘、元一艘、今加二艘、（中略）右河等、崖岸廣遠、不得造橋、仍増件橋、云々。○石瀬の石字は、原書一本右に作る、今國史大系本に據る。成田參詣記には、石瀬は古瀬の誤ならむ、矢口の邊に古川村あり、古瀬より取りたる名ならむと論ずれど、夫木集に、岩瀬渡てふ名所を、武藏國と注したるにより、石瀬と定むべし。

あまそぎに雪ふり積める舟を見て渡り難きはいはせなりけり「夫木」
舟とむる岩瀬の渡さよふけて宮崎山に出る月かげ「夫木」

然るに歌名所によめる岩瀬は、もと萬葉に越中國岩瀬野あり、天喜元年、賴家朝臣家越中國名所歌合にも、岩瀬渡ありて越中たること疑なし、たゞし八雲御抄には、能登國岩瀬と注し、夫木集には武藏國と爲す、蓋武藏にも石瀬川あれば、同名各地なり。加之、武藏國には、別に埼玉郡利根川の邊に、岩瀬村存し、彼地をも岩瀬渡と說くことあり、參考すべし。

六郷（ロクガウ）　今八幡塚、雜色、古川などを合せて六郷村と云ふ。六郷は又渡津の名なり、八幡塚にて多磨川を渡り、川崎驛に至るを云へり。即近世の海道とす、大森の西南一里半、○六郷、近世領名にも唱へたり、而ももと郷村六所を總べて六郷の名起る、と說くは疑ふべし。此に八幡宮のあるを想へば、其六供齋料として寄附せられたる郷庄を、六供郷と呼べるが、轉して六郷となれるならん。

送子和之參州　　山縣周南
休唱陽關三疊詞、陽關三疊不勝悲、送君多馬河上柳、
折自南枝到北枝、

海道圖會云、玉川を六郷の里にては、六郷川とも云ふ、昔は大橋ありて、武藏國三大橋の其一、長さ百九間ありしに、洪水に損したる故、元祿中より船渡となる。○新風土記云、六郷の渡船場、此所に昔は橋あり、其造りし年代は知れざれど、永祿十二年武田信玄當國へ亂入のとき、北條家の侍行方彈正、六郷橋を燒落して甲州勢を止めしことあり、此後三十餘年絕えたりしを、慶長五年の夏、東照宮再び橋を造らせ玉ひしこと、當所八幡宮への御願文（實は僞作）に見えたり、寛永廿年、林春齋此所を過て古詩を賦せしこと、癸未紀行に載す。

六郷八幡宮（ロクガウハチマン）（八幡塚）　六郷村大字八幡塚（ハチマンヅカ）の東側にありて、八幡塚の名亦之に因る。蓋鶴岡八幡宮の別宮にして、往昔其六供齋料の地に置かれしならん、六郷と云ふも其六供郷の中略なるべし。

新記云、六郷領は郡の南方にして、多磨川の涯三十四村、中にも八幡塚、高畑、古川、町屋、道塚、雜色の六村古は一村にして六郷と云へりと、土人の口碑に傳へたり、此說によれば六の郷里と云ふ義にて、村名にせしなり、古くは村名或は小名を、郷と呼びしことまゝ見えたり、何れ六郷とさす所は、八幡塚より起りし唱なり、領名と云ふことは古書には見及ばず、鎌倉時代の書にも所見あれば、其頃よりは專唱へし所もありしなるべし、應永七年、鎌倉公方源滿兼、鶴岡社頭寄附狀に武藏國六郷保內原郷とあり、保と云ふも保伍の保にて、郷領などの如く唱へ、今の品川領及び馬込領の內にも、六郷の地はありしなり、六郷殿の舘址は今蒲田村に屬す。

雜色（ザフシキ）　今六郷村の大字とす、是れも六郷が八幡領たりし昔、宮の雜色人の分給地なりし故にやあらん、小名に厨子（ヅシ）と云ふもあれば、圖師に分給せられし故も推すべし。

田澤義章の永祿小田原役帳考に論して曰く、「江戸川崎　永六拾六貫一永祿の頃は玉川此宿の南を流れ、荏原の內になるゆゑ、江戸川崎と云ふなるべし、今は此宿の北を玉川流るるによりて、橘樹郡の內になる歟、村高千三百石餘云々。然れども永祿十二年の頃は、明に六郷渡と云ひ、玉川は南遷の形勢あるも北轉の證迹乏し、田澤氏の解釋疑ふべし。

古川（フルカハ）　今六郷村の大字とす、八幡塚の西北にあたる。江戸四神地名錄云、古川村の世尊院安養寺は、古川藥師と唱ふ、相傳ひ、和銅三年行基菩薩建立と、風土記、荏原郡滿田郷、滿田寺に淸宗法師藥師佛を安置せりとあり、もしくは此寺の事にや、今滿田と稱する所更になし、此寺の藥師佛むかしよりも名ある如來なれば、淸宗法師の安置ありし藥師ならんに、風土記に滿田郷より梅を貢くと記したるが、今も古川村に梅樹生て多し、彼是引合て考へ見れば、上世の滿田の郷にや。○地名錄に援く所の風土記は、古逸文にはあらで、撒頭撒尾の僞書なれば、信用し難しと知るべし。

田本郷（タモト）　和名抄、荏原郡田本郷、訓多毛止。○今詳ならず、もしくは矢口六郷などの邊の舊唱にやと云ふも、徵據あるにあらず、後の比擬をまつ。

羽田（ハチダ）　今羽田村といふ、六郷の東に隣り、多摩川口の北岸なるデルタに位置し、地勢突出して沙嘴を成し、品川沖（東京内港とも謂ふべし）の南方を遮蔽す。○新記云、羽田は郷庄の名を傳へず、此邊海畔なれば、土性斥鹵にして、僅に眞土まじりなり、男女農作の餘暇には漁獵を業とし、貝など拾ひて江戸にひさぎ、生産の資となせり、羽田辨天社は、東町の内なる要島にあり、其所を鷹取とも云へり、社の巽の方に高燈籠あり、近き頃僅に形ばかり殘れり。○外交志稿云、天保十三年、幕府海外の事に顧みて、相房兩總の邊海防禦を嚴にせしむ、十月、老中眞田幸貫（信濃守）勘定所吟味役川村修就（清兵衛）に命して、沿海を按撿せしむ、修就復命所見を陳す、幸貫以爲らく、羽田は都城の咽喉たり、警備尤嚴にせざる可からず、是に於て始て羽田奉行を置き、新に砲臺を築く、時に清國乍浦舟山等、英人の爲めに陷らるるの報あり

羽田鼻（ハチダ）　大森驛の東南凡二里、東京越中島の直南七海里餘。○水路志云、羽根田鼻は横濱本牧鼻より北東に當り、低平にして樹木多し、淺灘あり濱岸より海へ舖入すること一と四分三海里に及ふ、之を羽根田洲と稱す、鼻端の燈明臺は六郷川口を距ること約一海里、海面上四十呎、晴天光達八海里とす、六郷川は即多摩川の末流にして、羽根田に至り海に入る、河幅は九十間、乃至二百五十間、最深處を二十呎とす、河口より上流約四十里の間は、小舟運輸の便あり。

羽田浦、令退轉付而、當年來年、船方定之事、

二艘　船、　七人　舟方、　以上

右當年來年者、二艘七人、嚴密可廻、其外者被成御赦免候、至于子年は、升々方出來所浦節體とも、以御檢使之見屆、可被仰付者也、仍狀如件、

永祿五年壬戌八月三日（虎印）遠山新四郎奉之

行方與次郎殿　　羽田百姓中

麹谷　今羽田村へ合併す、羽田と蒲田との間とす。○新記云、麹屋の十王堂、水帳に、嘉吉二年一心と云僧の開基せし由を載たり、是によれは古き頃よりの堂なり、古碑三基、境内堂前にたてり、明應二年甲丑八月逆修、妙永禪尼、大永五年三月、正賢禪門、天文八年己亥十一月、道珍禪門」と刻せり。

呑川（ノミ）　郡中駒澤村（深澤）に發する野水にして、池上村、蒲田村を經、北に折れ大森村の東にて海へ入る、長さ三里許。新記云、呑川は郡中世田ヶ谷領深澤村より出て、わづかなる流なれど、衾石川雪ヶ谷の三村を歴、道々橋（ドドバシ）村に至りて千束溜井の餘水合して一流となり、池上堤方に至る、この村内にて市倉村の方へ分流あり、すべて水源の近き處より此邊に至るまでを、深澤流ともいへり、是より下蒲田の方に至て、呑川と唱ふ、六郷用水の枝流合し、又一流となり、御園、安塚、新宿、北蒲田の村々を經て、大森村にて海に入る、内川は呑川の分流にして、堤方村より分れ北の方大森村を繞て海に沃げり。

蒲田郷（カマタ）　和名抄、荏原郡蒲田郷、訓加萬太。○今蒲田村存す、六郷、羽田の北とす、大森も郷内たるべし。蒲字は古書に蒲に作る、故に後誤りて薭に改めしものあり、三代實錄「貞觀六年八月、詔、以武藏國從五位下蒲田神、列官社」この社を、延喜式に薭田に誤る者あり。○新記云、治承年中源頼政、宇治にて敗死せし後、家人下河邊藤三郎、下總國古河へ下らんとして、當國六郷の東南蒲田と云處にて、不思議の靈夢を見たること、中古治亂記に見えたり、六郷の東南と云へるは方位當らざれど、地理を知らざる者の、大略を記したればたがひあるにや、又應永十七年の頃、鎌倉公方滿兼、武藏國鎌田郷を大草三郎兵衛入道に賜ひし文書あり、此れも多摩郡の鎌田なるやも知るべからず、當地の土性わきて梅樹に適するをもて、隴田の間、或は家の周りに、數百株を植て、花實の資助とす、其實肉厚く核小にして、味も亦他産と大に異なり、加ふるに其花も亦清白の一種なり、是れもと實を得んが爲めに植ゑたるに過ぎざれども、春初の頃は看花の人いと多し、安永天明の頃より、江戸より來り見るもの多く加はり、一名所と爲る。

（神戸）

蒲田神社（カマタ）　今蒲田八幡と云ふ、一書に薭田神社と云へるに同じ。○新記云、蒲田八幡宮は路の西に在り、延喜式なる荏原郡の薭田の神社なりと云ふ、それも古記錄の徵とすべき事あるにもあらず、近き頃住せる僧の思案に、神名帳に當郡薭田神社のことを載せたれど、後世絕て沙汰なし、依て郡中を搜索するに、それと覺しき大社もなし、然るに此社の前の地を古へより、神戸（カウド）と唱へ、神戸橋などいへる橋もあり、いかさま往古より神社のありし地なるべし、依て思ふに當社は此の薭田神社なるべけれとて、頓て神祇管領吉田家へ其事を告て額を請ひしに、同家にても左もこそとて、薭田の號を許されしとぞ。○今按、蒲田村に神戸と云ふ地名あり、諸州郡の例に、郡家の跡にカウド　コホトの名の遺ること多し、此蒲田も荏原郡家なりけん、神封の故にはあらず

六郷館址（ロクガウ）　今蒲田村にありて、二所存す。○新記云、蒲田圓頓寺の寺說に此地は北條の家人行方彈正宅にて、小田原記に、六郷には彈正仕せりと云へるは當所のことなり、小田原沒落し彈正も討死して後、菩提の爲め一寺を建立して、彈正が法諡を寺號とせりとぞ、また上杉式部大輔憲幸館迹は蒲田新宿の境に在り、此地を大屋鋪と呼ぶ、今は名のみにて、總て隴田となれり、按に憲幸が事實は、上杉系圖、其餘諸記錄中に所見なし、小田原分限帳に、六郷殿と云者あり、行方彈正のことにや。○今按、

天正十八年江戸御入部日記に、六郷殿の德川家へ歸附の事見え、「江戸御本意の後は、海手にて屋舗取持」云々とも載すれど、其他に聞こえず、永祿二年小田原役帳に、六郷殿御牢人とあれば、行方氏と相異なり。天正日記校註に、上杉氏幸は六郷殿と稱せられ、北蒲田の妙典寺過去帳に見ゆれば、天正中の六郷殿の子孫なりと論す、之に從ふべし。

大森（オホモリ）

今大森町と云ふ、人口一萬二千、蒲田の北に接し、海濱に居る。京濱鐵道の大森停車場は、入不斗と、新井宿の間なる、八景坂の下にして、村の西北に在り。されば時俗には入不斗（イリヤマズ）、新井宿をも通して、總名大森と唱ふ。

新記云、大森と云ふも古き村里なり、下總國慈恩寺文書曰「奉寄大慈恩寺、武藏國六郷保大森郷、陸奥五郎跡事、右六十六基之内、爲下總國塔婆料、所令寄附之狀、如件、明德二年十二月、左兵衛督源朝臣」又應永十一年、此地の事により、守護代への下知狀あり、曰「下總國大慈恩寺雜掌申、六十六基之内、當國塔婆料、武藏國六郷保内、大森永富兩所事、永安寺殿御代、御寄附之處、江戸蒲田入道以下輩、致押領狼藉」云云、永富の地名、後世之を失ひて詳ならず、文明十二年、太田道灌上洛の時、此地を過ぎしこと、平安紀行に見えたり「大森と云森の陰に休らひて、大森の木の下かげのすゞしきに知るも知らぬも立とまりけり」とあり、されば此頃は森も茂りたりと見ゆ、地名の起りも斯る故にやありけん、村内總て平地にして水田多し、固より海濱なれば、昔は漁鹽の利あり、已に正保年中の記錄には鹽を貢せしことも見ゆ、何時の頃よりか鹽やく事はやみしかど、漁獵は今も之を事とせり、且東海道の往還なるをもて、村も稍賑へり、此地多く海苔を産す、郡中海岸の村々何れよりも出ると雖、元當所にて始て製せしより、他の村々にても製することとなりし由、これを取る具をヒゞと云ふ、こは麁朶（ソダ）數多水へ立並べ、潮の涸るゝを待て、其枝へ海苔の多く附きたるを取るなり、ヒゞを施す地は、當所に十五箇所あり、何れも五十間に三十間許の間なり、これも往古よりありしにはあらず、昔は石貝などに附きたるものを拾ひ來りしを、享保の頃、麁朶を積みたる筏に海苔の付着し居たるを見て、さてはヒゞを設けしとぞ、又世に大森細工とて多く麥藁の作物を出す、又大森和中散とて頗著名の藥あり、海岸不入斗村の境より、南の方へ長百八間の間は、ふるくよりの石垣にて、大森村内、小名北原より南原までの涯除、長三百九十六間の間は、延寶七年新につくらしめられしといふ。

（大森介墟）

木原山（キハラ）

近年、大森停車場の傍なる木原山に貝塚を發き、土版、土偶、土器、打製石斧、石皿、骨角器、人骨などを出せり、即大森介墟と稱す。東京大學教師モールス著、大森介墟編に曰く「余の合衆國を出でざるや、日本にも介墟あらんと察し、既にして渡航するの後幾時も無く、之を東京を距る二三里、横濱に通ずる鐵道の側に發見せり、大森介墟即是なり」云々、大森の貝塚一たび世に出てしより、斯學初めて興る、明治十三年の事なり。○木原山は標高二十餘米突の丘陵にして、其東北の坂路を八景坂と云ふ、蓋古驛路とす。木原氏近世此地を采邑としけるより、木原山と云ふなり。

八景坂（ハッケイ）

木原山の東なる坂坡を云ふ、因りて山丘全體にも及ぼす。○江戸砂子云、大井（品川）と荒井宿の間に八景坂あり、俗誤りてヤケン坂と云ふ、此高き所に鎧かけ松あり、其由來知れず、此所より眼下に海上見えて八の勝景ありと。○新記云、八景坂の下、地頭木原專三郎が陣屋址なり、林木繁茂し櫻草なども自ら生せり、この邊を荒藺が崎と號して、其名世にきこえたるゆゑ、江戸の人遊ぶもの多し、寛文四年、桃雲寺木原氏先塋の碑文中にも、此地の舊事形勢を述へたり、曰く「荏原郡荒藺崎者、木原氏累世之采邑、初鈴木氏吉次、在遠州領木原邑、令仕東照大神君、神君嘗稱木原、使吉次改爲木原氏、迨闔國一統之時、移住江戸、掌營構之事、指揮官工等、賜荒藺崎、以爲食邑、既而老休、號桃雲、其子重次、其孫家次、承繼其事、而共早世、家次子義久、幼而孤、及壯長、以家事揭其名、加賜食祿、邑内有古寺、寺邊有堂、安藥師佛、世傳自鎌倉移焉、義久暇日來此、相彼營宅地、移寺於其中、既而義久歿矣、其子義永卜地於堂東、新築吉次至義久四世墳墓、而修復其堂、以桃雲名焉、此地在江城之南三里、而路自品川通、輿馬絡繹、其前面亘東西、有田畝、麥動秀實、耕耨收藏、各不違時、南則房總之海、水天一色、遠帆千里、浩浩無限、鈴森之神祠、不入斗大森之民戸、相接於辰巳午之間、而六郷橋、矢口之渡、斜連於未申酉之際、而多摩川之長流、溶溶漾漾、西則池上之蘭若、高甍巍然、乾隅則高岡堆隴、岡有古松、歌林所詠、荒藺崎之磯馴松者是也云、北則江城千門萬戸、撃目蔽空、況其遠望士峯之雪於兌、遙指筑波之陰於震、勝景之多、壯觀之美、不易言也、擇此佳境、以營家域、則賴考之靈、可以安幽魂乎」云々。

（荒井）

新井（アラヰ）

近世新井宿と云へり、又荒井（アラヰ）に作る、今不入斗と合せ入新井の稱を立つ。大森の西北に隣り、蓋古の東海道の驛路に係り、玉川の矢口渡、もしくは六郷渡より、新井宿を經て大井驛（品川）に達せる者とす。新記云、新井宿は荒井にも作る、古歌には荒藺（アラヰ）が崎、荒藺が磯などゝ讀ありしも、此所なりと、古老の話に、昔は此村海岸に傍ひてありしといへば、今八景坂より望み見る村内、及び人家のある處は、昔はすべて海にて、其頃の海道は背後の岡の上に在りしと云ひ、岡の形左右の翼を開きたる如く出はりたる所、蓋古の海岸の出崎にて、之を荒藺が崎と號せり、宗祇法師の記に「芝の浦を

（荒藺崎）

過て、それよりあらぬといへる所へかゝりし」由を載す、是等にても古の海道の樣ほど知るべし、抑荒藺が崎とは往古よりの名所にて、八雲御抄、名所崎の部に、哀藏あらゐか崎とおぼされしもこれなり、萬葉集卷十二、

　草かげの荒藺之崎の笠島を見つゝや君が山路こゆらむ、

夫木集、爲家の歌に「秋の夜のあらゐが崎の笠島に差出る月は草影もなし」續後撰、家長の歌に「白波の荒ゐが崎の磯馴松變らぬ色の人ぞつれなき」或は荒藺が磯とよみし歌もあり、笠島は其地を傳へず、鈴が森の邊なりとも云ふ。「按に古歌によめる荒藺が崎を、當國の名所とすること、八雲御抄に據れる說なり。此說を本として考ふれば、荒藺の崎とは、新井宿の坂路の草むらにて、やがて鈴が森（大井鼻）などの景臨せらるる邊境にて、致と想はるるなり」江戸砂子に、あらゐの崎は荒井宿の木原山なることとあるは、是れ望覽の風路にして、同書又「鈴之森の磯の松、潮風にもまれて木ぶりおもしろし、荒磯の松と云ふ」とあるこそ、謂ゆる崎なる笠島なれ、其地形を想ふに、新井宿と鈴が森（不入斗）の間に、今日も卑低なる田野なれば、古人が鈴が森を望みて、崎の笠島と云へるも道理なりけり。桃雲寺、寛永二十一年木原木工允義久が鐘銘に、武州荒井驛と云ひ、寛文四年の寺碑には荒藺崎の磯馴松のこと云へり。されど木原山の高崖を以て荒藺崎と爲し、其下には海水湛へたりと思惟するは、却て萬葉の歌意に背くことゝ。崎と笠島とは同一地にて、其崎の笠島を、木原山の坂より望みしたる景致、今も昔に劣らず、面白く見ゆるに非ずや。「山路こゆらむ」の語も、それにて活動して目前に躍如す。草蔭と云ふに、荒藺崎の崖にかかりたる枕詞ながら、實地の形容にもなれり

（笠島）

不入斗（イリヤマズ）

今新井宿に併せて、入新井村と改む、新井の東にして、鈴森の民村を云ふ。

新記云、不入斗の地名、諸國にあり、其二三を云はば、遠江國山名郡、城飼郡、上總國市原郡等に此村名あり、或は云ふ不入讀（イリヤマズ）、不入斗、ともに貢稅を收めざるの義なり、中古以來不入の地と云ふは、それを下略せるなりと、今按ずるに此說得たりと云ふべし、上に出せる地を以て考ふるに、遠江國山名郡不入斗村に淺間の古社あり、又城飼郡不入斗村にも日向神社あり、上總國市原郡不入斗村は姉崎村に隣り、姉崎村は神名帳に載する所の海上郡姉崎神社ある地なり、かく此村名をおびし所には名ある神社あれば、其神田のあとなりしと見ゆ、之を推すに、當村にも式に載せたる磐井神社ある地なれば、其神田の闕なりしにや、三代實錄によるに、從五位下磐井神社とありて、五位の位田八町なるとは田令に見えたり、今當村を計るに、四方ともに七町許なり、左れども神田のありしは往古の事にて、其頃は社地も今よりは廣かるべく、且田地の開けたる地も、今の如くはあらざるべし、殊に海道の地なれば、其邊等も減少し遂に難、大抵社地および神田八町の間を合せて、一村とせしなるべし、當村今は神田の唱を失せり、然るに貞治年中の文書によれば、大井鄕に屬せし由見えたり、今も隣村に大井村あるは其鄕名の僅に殘りたるならん、上杉家譜に貞治年中將軍義詮より上杉下野入道道昌へ賜ひし文書に、其文に當村の名見ゆ」武藏國大井鄕不入讀村、畠山氏等、後て同四年讓狀、御教書と云々、小田原分限帳には、不入斗とありて、其高を載す

（不入讀）

鈴森（スヾカモリ）

今不入斗の八幡社の舊地なり、大森の北に接し、古皆に皆ある一羽根田鼻とも云ふ（立合川尻）を南界とし、其幸南す、古歌によめる荒藺の崎なる笠島は、此地とす。江戸砂子云、鈴森八幡宮は、延喜式神名帳に、磐井（イハヰ）神社とのせられたり、此社に鈴石あり、遠遊紀行に「此社背有一石、韓之則其聲如鈴」、あつま道行振に「鈴の森の社を拜す、鈴石を轉ずれば、石の中に其聲颯々たり」云々、又烏石あり、烏鷺石と云ひ、廣布古川町の辻に在りしを、寛永の頃に鈴森に納められ、近世碑文など捏作せしを、延享の頃、將軍家御鷹野の折から、社地の奥へ退けらる。○清道園會云、鈴森の烏石（カラス）は大さ三尺餘、石面に鳥の裝形あり、色青くして烏形黑漆のごとし、石の左肩に碑あり、南部子銘す、石前の臺に「龍獄剛珠笠島南、德降香浮鈴森風」と題す、明和元年造立す。○俗に、品川大井村の立合川尻をも鈴森と呼ぶも、殷我相去る八町許、相混ずる勿れ

（磐井神社）

大井鄕（オホヰ）

和名抄、荏原郡驛家鄕　延喜式、大井、驛馬十匹、傳馬荏原郡五疋。今品川町蓋是なり、町の南を大井と云ひ、近時まで品川宿と相分れて、其名を遺せり、新井不入斗も鄕内とす。

大井驛は橘樹郡小高と豐島郡豐島の中間とす、淺草寺縁記に「仁安三年三月、大衆一心に佛閣を修造せんと、（中略）五月廿二本船につけて、多波川の口より大井の浦につきたる」云々とあるも、品川沖の謂なり。

大井（オホヰ）

今品川町の南なる立合川尻の邊を云ふ、近年まで大井村と云ひしが、南品川宿へ合し、古名亡ぶ。○江戸砂子云、大井、日本橋より二里半、村高千六百石の大村也、一向宗西福寺の境内に、大なる井あり、すさまじくして見るに目くらめく、いつの世よりあることを知らず、故に村の名とす。（一書、西福を光福に作るに從ふべし）○新記云、承久記、東鑑等に大井太郎、品川太郎など見ゆ、（橘樹郡潮田を參考すべし）此地の住人也、中古には大井鄕と稱せしにや、貞治五年の文書に、荏原郡大井鄕不入讀村とあり、又鹿島社、寛正四年の鰐口にも、荏原郡大井鄕と彫れり、不入讀村は今の不入斗村にて、當村

に接する地なり、彼地に在す鈴森八幡は、神名帳に載せたる磐井神社にして、村内は彼の社の神田不入の地なりしと云ふ、又北隣新井宿村は、往古東海道の係る所にして、和名抄に驛家とある是なりと云ふ、されば此二村往古より開けし事論なし、當村其間に挾まりて、其廣さ二十町に過ぎざれば、こゝら又延喜以前よりも開けし地なるにや、しかのみならず村内光福寺は了海の遺跡、建仁以前の古刹なりと云へは、村の開闢古きことの一證とすべし、今の俗をもて推すに、宿驛に近き所は土地も自然に賑はへるは勢なり、然るに當所かたの如く驛家に接したれば、古く開けしといはんも誣ゆべからず、又小田原役帳を閲るに、梶原日向守が知行新井宿は、宿の役あるを以て、他の諸役を除ける由見えたれは、永祿の頃までも昔の如く宿驛はありしなり、其後何の頃にや、海道を今の如く、大森より海邊にそひて定められ、當村の内十九町程海道に係る。

光福寺（クワウフク）　大井了海上人の遺跡なり、了海は親鸞東國化導の時之に從ひ、諱を空範と云ひ、麻布善福寺を開きたる法師とす、即此村人にて、鸞師六老僧の一なり。〔南浦地名考、新風土記〕

大井鼻（オホヰ）　大井一本松鼻と稱す、即立合川尻にして、海岸稍突出隆起（六米突）して、大森の方より望見して著明なり。此邊を大井濱川町と稱し、江戶幕府の時、刑罪梟示場なりき、品川驛の北界より北に至り一里、俗に鈴森とも呼ふ。○新記云、大井村の刑罪場、濱川町より南の方にあり、慶安四年より此所一段二畝の地を、刑罪場と定められたり、前面の海岸に老松一株あり、故に土人一本松獄門場と云ふ、又鈴ヶ森獄門場ともいへど、鈴ヶ森の地は隣村不入斗村に屬して、當村には係らざれば、此唱へは里俗の訛りなりと知るべし。

立合川（タチアヒ）　碑文谷の方より來る野水の末にして、大井に至り海へ入る、一里許の細流なれど、近世品川用水を之に合流せしめらる。新記云、立會川、上杉北條戰爭の頃、此地にて合戰ありしゆゑ、立會の名起れりと、按するに大永年中、品川の前、高縄の原にて、上杉朝興の兵と北條氏綱の勢掛合せしこと、小田原記等の書に見えたり、土人の傳ふる所は、是事をさしていへるか、水源は碑文谷邊の谷々より出る水、あつまりて小流をなし、中延、上下蛇窪等の村に至ても、猶細流にして川の名もなし、大井村に至て始て立合川の名あり、同村内濱川町に至りては濱川ともいへり、それより海に入る。

品川（シナガハ）　今品川町、人口二萬、東京の南方の門戶にして、芝區高輪に接す、荏原郡役所あり（明治維新の始め、品川縣を置かれて近郡を治めしが、四年十一月廢し、其地は入間縣及び東京府の管內に歸す）、岡崖の上に倚り、東面して海灣に俯視す。

秋海品川十二欄、東方千騎擁銀鞍、清歌一闋人如月、
笑指蒼波洗玉盤、　東部四時樣之二　徂徠

南川北川秀月清、前館後館琅馬鳴、送郎五十三程去、
獨聽寒潮坐到明、　品川竹枝之一　枕山

品川ののりとる磯にさしわたすひびに思はむ君がうへ
かな、　節

品川とは水名に因れる名にて、今の目黒川を指せり、東海寺の南門の向の俗の邊を、南品川の舊邑落とすることし。或は品川はもと砂川といへるが、一轉したる歟と說けり。然るに、或は品川とは下無川なり、上無川の神奈川に對比すと云ひ、又盛衰記などに品革威の鎧とて、革の一種あるに附會するは、皆從ふべからず。○新記云、品川宿は近世東海道五十三驛の第一の宿次にして、直に府下に接近するを以て、公私の行旅往來最繁し、その驛亭三區に分る、一は南品川宿、一は北品川宿、一は歩行新宿なり、南品川妙國寺所藏、永享六年の文書を始めとして、數通に南品川鄉と載せ、北品川稻荷社、南品川貴船社等の國初の御朱印文に、品川鄉內云云と記す、永祿役帳には、品川及び南北品川の名を載す、文明八年僧得玄が江戶城江亭記に「南顧則品川之流、溶々漾々、以染碧、人家鱗差乎北南」云々と、此品川とあるは全く海上を云しとも聞えず、恐らくは當時目黒川を品川と稱せしにや、されば水名より起りしと云ふ說穩なるべし、東鑑に品川太郎、同三郎、同四郎、同四郎太郎、同小三郎實定など言へる人見え、又承久三年六月、宇治橋合戰の時、討死交名中にも、品川次郎同六郎太郎同四郎三郎などあり、皆當所の在名を氏號とせるなり、妙國寺境內諏訪社の緣起に、永享十二年、當邑の人品川八郎三郎國友、其社を造立せしと云ふ、又同年代に前上總介定景と云ふ人領知せしことも、妙國寺文書に見えたり、又寬正六年の文書には、當鄉領主上總前司沙彌道扶と載せ、定景と同人なるにや、又同し頃憲泰、或は左京亮元景など云ふ人も、當鄉を領せしこと、文書に見えたり、當時は扇谷上杉氏の分國なれに、定景、憲泰、元景等、皆扇谷の家人なるへし、上杉朝興が時、大永四年より小田原北條氏の分國となる、北條氏役帳に「太田新六郎知行、品川內、布西寺分二貫五百文、葛西樣御領七十七貫文、島津孫四郎知行十六貫文、同又次郎知行十五貫文、共に北品川法林院分」とあり、又「新藤下總守知行品川內、粟田口分十四貫五百文」など見ゆ、葛西樣は古河左兵衛督義氏ならん、當時義氏は相州鎌倉葛西ヶ谷に居住せしなり、古文書に「御牢人之間、江城爲御堪忍分、於品川之內、荒地十貫文十五貫文も、御望次第、百姓有談合、可被開、云云、遠山奉、土肥中務大輔殿」とあり、此文のみにては聞え難けれど、想ふに土肥は古河公方の老臣などにて、貫高の外地の便宜に從て開きしなるべし、御朱

人と云ひ、堪忍分など記せしを以て事情を察すべし、此地の宿驛となりしは、天文年中とつたへり、又一說に、御殿山の下、今の驛家の邊は、昔時海中にて往來すべからず、されば道路も何の世に開きしにやと、今按するに、大永四年北條氏綱制札を妙國寺に建てしと言へば、其頃既に海岸に傍て往來せしと見ゆ、されば今の海道を往還せしは、大永以前なること知らる、而も今の如く道幅廣くなりしは、慶長十四年より以來の事と見えたり、近世に至りては、慶長六年正月驛場に定められ、驛馬三十六匹を定額とし、五千坪の地子を免許せらる、此時步行人夫の數も定められしなるべけれど詳ならず、寛永十年より、東海道五十三驛に、傳馬人夫及繼飛脚等給米として、每年米千七百六十四石を賜ふ、南北兩宿及步行新宿分、一年二十六石九斗なり、同十七年傳馬數を增て百匹人夫百人と定められ、此餘小役人足と稱し、總て宿驛等のことを勸る人夫四十八人を出す、又當宿定助郷を出す村々は、郡中四十九村豐島郡の內十二村なり、是正德六年定めらるゝ所にて、當時は定助郷大助郷など別ありしが、享保十年より都て定助郷と唱へ、其中を分て隔年に勤む、此外當分助郷と稱するあり、享保十六年より始まり、豐島郡の內八村橘樹郡の內十村なり、近時此宿にて、每年八月十七日、彈正日待と稱し、明和中の故道中奉行安藤彈正少弼雅要、及び御郡代伊奈備前守忠宥、御勘定組頭江坂孫三郎正業等の靈を祭れり、是は當宿御晉內に近きを以て、旅客の宿するもの稀にて、生產の資少く、人馬御用を勤むる事繁ければ、宿內困窮するによりて、明和元年彈正少弼等に訴へしかば、此三人等議して、同年八月七日、飯賣女三宿を通じて、凡五百人の定額を置くことを免許せられたり、土人是より大に利潤を得て、即報恩の爲に此祭をなすと云へり。

宗長法師東路土產云、品川と云津に知る人あり、和泉の境より來りて、此六七年住りとかや、五六日休息して、ある夕なぎに海の邊をありきてかへりて「夕なぎか冬に入江の春霞」江春入舊年と云ふ事を思出て、なぎたる夕のおほろおほろと見え渡るさまに、安房上總目の前なるべし。○了意名所記云、品川はくり石をとり、江戶に出して賣、又品川苔とて名物なり、色あかく、かたち鷄冠苔のちいさきもの也、品川の宿には遊女おほし、旅人のとほるとき、手あらひける女のはしり出て、まねきとむるをみて、男かくぞよみける「旅人の過るをとめてうちまねく手のしな川ぞぬれてみえける」その次に鈴の森、鈴石あり。

鮫洲(サメズ)

南品川の盡端にして、大井に接す。鮫洲とは三角形の洲の謂にて、鮫の頭は三角を成せば此說ある歟。或はサミヅと呼べば、冷水の義歟。南浦地名考に磯邊に泉あり、故に砂水云々、後說に從ふべし。此地に海晏寺(カイアン)ありしが、近年廢頽す、其墓所には、明治十六年、右大臣岩倉公を葬る。

(海晏寺)

海晏寺の紅葉は、千貫楓の名を負ひ、都下の一盛觀なりしが、近年斬伐にあひし後は、遊賞の人なし、俗謠に「あれ見やしやんせ海晏寺、眞間や高尾の龍田でも、及びないぞい紅葉狩」といふがのこれるのみ。○江戶砂子云、海晏寺は品川サミヅに在り、紅葉の名所なり、本尊鮫頭觀音は、建長三年當寺門前の海にかかりし、鮫の腹より出現せる靈像なり、當寺鎌倉へ訴へしかば、北條時賴堂塔を建てられ、建長寺道隆和尚を開山とし、寺務百八十貫と定めらる、門前には關所を置かれ、大森館吉之を守りけり、寺內に古石塔多し、中興は慶長元年、天叟慶存和尚、改めて曹洞宗としたり。(紅葉の名有は、早く紫一本にも載せたり)

南品川(ミナミシナガハ)

目黑川境橋以南を云ふ、一丁目乃至四丁目は、北より廻り南に終る、永享年中の文書、已に南品川の名あり。

品川者、江戶之咽喉也、爲天下第一之巨港、爲東海道五十三驛之初程、繁會可知矣、宿橋森立、舟江下錨、妓館稠密、舞岸連樓、風欄畫簾、又宜納涼、又宜賞月、七月朔拜月、(二十六夜)八月朔玩月、(十五夜)並爲一大佳節、南面酒樓之大者、曰三間茶屋、北面茶店之小者、曰入山茶屋、其間居沽之多、不暇算數也。(江戶繁昌記)

妙國寺(メウコクジ)

南品川宿に在り、僧天目開基、法華宗の名藍なり。寺寶の首題一幅、加藤清正の手印を押す、掌の長さ一尺。○江戶砂子云、妙國寺は寺領廿石、天正十八年御入國の時、當寺御止宿ありしとぞ、爾來御修覆寺の一なり。○新記云、妙國寺は法華宗江戶觸頭三箇寺の一也、日蓮の弟子中老僧天目、弘安八年草創す、天目は美濃國梨上法房と云ひ、三浦氏、鎌倉の人なり、日蓮滅後、圓極實義抄を著し、初て本迹勝劣の義を唱ふ、乾元元年、叢原の日向と本迹の義を論す、當寺文安三年の古鐘銘に、大檀那沙彌道胤と彫り、寶德二年の文書に、品川の住民道胤と記す、又諏訪社の傳記に、當時檀那鈴木高純道印と載せ、文明八年の文書に、鈴木入道と見ゆ、慶長見聞集品川の翁の語を載せ「昔鈴木道印と云有德なる人あり、幸順と云ふ息有て、父子連歌の道を好み、心敬僧都と交深き由」を載す、又道印父子七堂伽藍を建立し、福德の驗見えたりなど記せり、是皆當寺の事なるべし、僧萬里の梅花無盡藏に、當所境內の五重塔を咏せし詩あり。○武江年表云、元祿十五年二月十一日、四谷鹽町より出火、青山麻布邊、芝浦品川に至る、この時麻布御殿、品川御殿、妙國寺五重塔、二王門等焼亡、品川御殿御再建なし、妙國寺の塔もこれより絕しなるべし

實行　武州荏原郡、南品川之端、芝原之地之事

右依御地之所望、永代八郞三郞所補任也、四至境、東南は大道堺、西田堺、北荒居道場堀堺、以內竹木可調

殖者也、仍寃狀如件、
　永享六年甲刀九月十三日　園友(寺傳云、品川氏)
　　妙國寺別當御坊へ
寄進　武州荏原郡南品河、御宮之神田畔、付妙國寺
　　西北側貳段之事
右彼畔頭、今妙國寺之内仁御立候之間、依先々遺營祭禮之處也、仍如前々、寄祭御寄所、於可爲寺家之成敗旨、如件、
　永享八年七月十二日　沙彌正玄(寺傳曰、二階堂氏)
寄進　武州荏原郡品河妙國寺地事
右彼地「　」堺、南者四波堀堺、西者大々道堺、北者塔中堺、彼内品同勢阿彌作畠一段、相副「　」郎之寄進地之事、寺家内在之、此外當金か作畠一段、同東者海、南者觀音堂垣堺、西者大々道堺、北者大堀堺、爲金澤智光院殿御菩提、右爲南小路雲光「　」彼寺江令寄進處也、然間至子々孫々、於彼寄進所者、不可有「　」寄附之狀如件、
　永享十年午、七月十八日　某(花押)

新記又云、近世諏訪社は境内の南におりて、別に門を設く、寺傳に「開山天目は信州諏訪の產なり、當寺を剏立せし後、本國諏訪明神を勸請して、境内の鎭守とす、當時は海岸の洲崎に立し故、洲の宮と號す、其舊蹟今なもて推すに、纔して海中に入しなり、星霜を歷て後、永享の頃社を境内に引て再造す、同八年七月、郡司二階堂沙彌正玄、神田等を寄せて神事祭禮を執行せしむ、當時の社地は寛永古圖に載る所なるべし、今の所に移せしは又其後なり」、云々。

本光寺(ホンクワウ) 南品川宿に在り、法華宗、俗に松の寺と云へり。○新記云、本光寺は什門派(妙滿寺派)の觸頭にして、日什上人永德二年起す、日礎上人、文明八年、鈴木入道に贈る書に「馬場地替代に、本光寺地進置事、東者其方之堺、横西者法戒寺界、南者善仲寺界、北者妙行寺界、此分永代進置事」云々と見ゆ、昔は大寺なりしと知らる、又品川問答書畧、客殿の西北の方にあり、三代將軍御成の時に增上寺の意傳和尚御供せしが、古合を歌り、住僧日啓と念佛無間業の問答ありしに、意傳其理に屈しけ、是を僧徒傳へて品川問答と云ふなり、寛永十九年二月と係ふ。

常行寺(ジャウギャウ) 南品川宿に在り、天台宗の一古刹と云ふ、開創不詳。新記云、常行寺は昔武相兩國の檀林なりきと、又目黑不動の像も、元は當寺護摩堂の本尊なりきと、慶長中豎中天台論議の時、三十六世蓮海其列に入る、此頃猶當寺檀林にて然るべき寺格なりしが、東叡山草創の後、檀林を止めらる、又往古は寺院も、大井村にあり、承應二年、住持靜尊が時、此地に移し、輪奐頗善美を盡せりとぞ、大井の遺址は後に山内土佐守忠豐が下邸となる、今に至て邸中に常行寺石、影向の松など殘れり、寶永の頃、當寺屢回祿に罹り、記錄什物悉烏有となり、後稍衰ふ。

獵師町(レフシ) 北品川宿の東北にして、目黑川屈折して其間を流れ、全く海中に築立てられたる洲崎とす、其北端に辨天祠、幷びに舊砲臺あり、洲崎臺場と稱す。近世三宿の區分ありし時は、南品川の管内たりき。江戸砂子云、品川洲崎は往古より往還の番改めし所にて、番所あり遠見をする制札を立てたり、山内(上杉)小田原(北條)等の制札の寫は當所にありと、洲崎の古名を兒島とも、紀島とも云ふ、寄木(ヨリキ)明神あり、日本武尊と橘姬を祭る、橘姬海中に投身したまひし時、其船の碎けて此洲にも流れ寄りたる木を納め奉ると、昔は御殿山の麓より、品川南北一圓の洲にて、漁家は僅に山下に在りしが、後に今の如く宿驛と爲る、又品川より川崎までの間に、寄木社と云ふもの數箇所あり、東海皆同し。○新記云、獵師町は元寄洲にて、兒島と唱へ人家なし、當時漁人等今の南品川宿三町目に住せり、明曆元年、當所に移されしとなり、然しよりこのかた、專ら漁獵を事とし、御菜の御用及浦役を勤め宿役に預らず、寄木明神の小祠あり、舊圖據は獵師町綱千場の北にて、海中に洲出たり、此地元は目黑川の落口にて、寄洲一町の所を築き、安永三年御免を得、往來の便として橋を架し、次第に開墾せり(利田新地とも名つく)今尚祠あり。

北品川(キタシナガハ)(歩行新宿) 南品川に對比し、境橋より北方へ數へ三丁目に至る、其北は歩行新宿と稱し、南より北へ數へ三丁目あり、高輪との接界を八山と唱ふ。歩行新宿(カチシンジュク)は元北品川宿より分れたり、初めは善福寺門前町、茶屋町など呼び、北品川の新町なりしが、享保中別立して一宿と爲り、歩行新宿と云ふ(享保以前、品川驛夫百人の定額中、八十六人を此新町にて負擔せるに由る)歩行宿の東側は、海岸にして民家なかりしが、寶永の頃より宅地を拓き、明和安永の頃に至りては、已に左右軒を對して空閑を餘さずなりぬ。

東海寺(トウカイ) 北品川宿に在り、臨濟宗の大伽藍にして、寺域廣大、塔頭十七院を有したりしが、近時變革にあひ、頗舊面目を失へり(境内舊四萬八千坪を占めたり)江戸名所圖會云、東海寺は門前の綠水潺湲として、品川のながれ海口に通す、屋後青山崔嵬として、茂林脩竹、風颯汐鳥の勝景、筆の及ぶ所にあらず、殊更方丈の林泉は、小堀遠州侯の差圖にして、庭作の規範とす、都て滿地青松、丹楓枝葉を交へ、晩秋の奇觀、錦繡を晒すが如し、常に寂々寥々として、實に禪心を澄ましむる精舍なり。江戸砂子云、東海寺は寺領五百石、開山澤庵和尚、(名は宗彭、賜號大應大現國師)寛永十五年建立、萬松山と號し、境内紅葉多し。○新記云、東海寺澤庵和尚の墓

(清徳寺)

は、西の丘上にあり、臺石の上に一丸の天然石を載せ、週りに石叢あり、和尚本寺草創の時よめる、

盡せじな末は新治筑波山海となる迄石が代なれば。

清德寺（セイトクジ）、除地一町七畝、東海寺域内にあり、天文中、梅江和尚中興し、島津右衛門尉源忠貞、寺領を寄附す、法號長德軒、其位牌並墓當寺にあり。諸家系圖云、島津相摸守入道源忠幸、其子號長德軒、幼而剃髮入寺習學、享祿年中、十九歳出於薩州、赴野州足利之學校、而至駿河、棄釋還俗、後以三浦氏女爲室、生一子、即慶弁是也、長德文學之暇、亦有志于醫術、天文初北條氏綱擢徴差、招而到相州、賽氏綱疾、由是氏綱從貴重、氏綱毎出戰、與長德密謀、而攻城圍邑、無不勝焉、故氏綱屢加倍采地、領武州之内六郷、河崎、小久、松井、伊佐沼、寺井、相州柳島、上岡屋等、天文八年己亥、武州淺草寺令加帳、有長德軒、大道寺盛昌、松田盛秀等名、永祿年中、長德軒戰死云、

武州荏原郡北品川、清德寺領、南地之事、何も當寺へ寄進申所也、依如件、

天文十二年庚卯九月六日　島津右衛門尉忠貞

御殿山（ゴテンヤマ）

東海寺の寺中の北につづき、驛の西北なる高岡を云ふ。近年山上多くは士民の邸宅に變じ、往時の殿山の賞景その實を失へり。○慶長以前の品川、江戸の往來は、御殿山の北より、谷山、高輪臺、二本榎へかかれり。されば歩行新宿より、今の如く海岸を行くは、德川氏入府以後の事と知るべし。

芳林閑濟禪僧陽、一宇山光長海英、行營上巢春草合、鳳花空鎖白雲深、　梅　[illegible]

江戸砂子云、寛永十九年九月、「品川御殿（將軍家御成り、澤庵二首の和歌を進む、此御殿は寛文の比に回祿す）」。江戸名所圖會云、御殿山は東海寺の北なり、慶長元和の間、此地に省耕の御殿ありし故に、御殿山の號あり、寛文の頃、和州吉野山の櫻の苗を植させ玉ひ、春時爛熳として尤壯觀たり、彌生の花盛には、雲とまがひ雪と亂れて、花香は遠く油風に吹送りて、磯菜摘海人の袂を襲ふ、樓の前に醉を進むる春風は、枝を鳴らさず、鶯の囀りも太平の樂を奏するに似たり、澤庵の歌に「夕暮を惜まむ花の木の間より早指登る海越の月」といふがあり。新記云、御殿山、歩行新宿大横町の西にあり、廣さ三町八段、今御林となり、櫻樹多し、相傳ふ、此所長祿の頃、太田道灌の館あり、文明年中、連歌師心敬僧都と、道灌千句の連歌を催す、世に品川千句と云ふ是なりと、或書に此時卷頭の發句は、心敬法師なり、其句に「九への品川しるき蓮かな」と載たり、されどこの句、紀行附錄には「江戸に趣しに、品川に宿りて」云云と見ゆ、又道灌日記に「長祿の頃、道灌品川の館にて、夢の告を得て江戸城を築き、此館には宇多川和泉守長清を置く」と見ゆ、長清の裔孫は韓にとなり今に存す、小田原記に「大永四年正月十三日、北條氏綱江戸城を乘取、品川の住人宇田川和泉守以下降參の者共に、書請の事を合す」とあれば、初て北條氏に屬せしは和泉守長清なり、同書「永祿十二年、武田信玄小田原出張の時、此邊を追捕し、品川の宇田川石見守、鈴木等を追捕」とあり、又家藏古文書の寫に、石見守父子其外都て五人連署して、品川百姓等に下知せしこと見ゆ、據りて想ふに、此人代々土着して、代官など勤しならん、

(品川舘址)

品川沖（シナガハオキ）

品川の前面にして、東京の港湾とす、或は品川灣と稱す、灣の西北濱、隅田川の河口に在り、淺深は年々淤沙の増加して、港頭時を遂て移り、近年港灣修造の議あれど、いまだ決行の運に至らず。品川浦に、船舶來集の事は、江戸開府以後に屬すと想はるるも、鎌倉圓覺寺中曆元年文書に、造營要脚として、品河、神奈河以下、浦々出入船、帆別錢徴收の特權を認許したる事あり、されば江戸開府以前、已に地方著名の港津の一なりしを覺知すべし。○貿易備考云、品川沖は六郷川口の岬より、東北に環りて、江戸川に至る、淺瀬遠く連り、岸を距る凡そ一里許にして、深さ漸く數尋となり、南船軍艦常に碇轄す、灣内砲臺六基あり、嘉永年間築く所なり、予四基（一二番臺場と稱す）の南面に燈臺を置く、其光不動赤色にして、四里餘を照し、六郷川口にある者は、其光不動綠色にして、五里餘に達し、俱に船路の望標と爲す。○水路志云、品川灣は、南は羽根田鼻、北は江戸川口を界せる一大灣にして、灣口の幅約八海里、灣頭即東京の大都會之に枕す、灣内は大抵遠淺にして、距濱二海里乃至四海里の間は、水深三尋以下なり、品川沖なる大船の最好錨地は、中央の砲臺上にある燈樓の東南、相距る三海里半、水深五尋乃至六尋の處にして、底質軟泥、能く錨爪を保つ、品川町は濱に沿ひて約二海里に亙り、其南西に矮低の樹山あり、池上山といふ、高百五十呎より二百十八呎に至る、品川洲崎より北東に向ひて、六坐の舊砲臺あり、毎坐約一鏈半を離れて相列す、其間皆小舟を通すべし。○品川沖の砲臺は、俗に臺場と云ひ、嘉永六年癸丑外國の渡來の變ありしに當り之を築造す、即阿部伊勢守正弘執政の時にして、江川太郎左衛門英龍の計畫を採りて成り、其工未だ凡八閏月にして役を畢りき（武江年表云、寛永十八年八月朔日、大風、數十艘の石船品川沖に沈む、從者人この所を賞と號し、漁獵に害ありとす、一說に、慶長十一年五月五日、伊豆國伊東より、大石を積廻したる船、沈沒せし處を根と號すとぞ、今按するに、此品川沖の根は、延寶貞享等の江戸圖にも載せず、何頃ならんも、其實は干潟の沙堆にして、今の臺場の邊なるべし、他に聞見する所なし）

荏原郷（セハラ）

和名抄、荏原郡荏原郷、訓江波良し〇今詳ならず、中延村に荏原氏の事を傳へ、恰も郡の中央にあたれる空野なれば、或は此歟。又江戸砂子に、澁谷より西南、馬引澤に至る邊に、荏原野てふ名ありと云へるも、目黑川以南に荏原の古名の遺れるを證すべき歟、蓋平塚、碑衾等を域内とす。

或は目黑川を荏原川と云ひ、澁谷原宿を荏原宿の遺號なりとも說けど、確證は舉げ難し、中延村の傳說、荏原氏の居地と云ふ者、稍勝れるを覺ゆ。

品川用水（シナガハ）

新記云、品川用水は元祿四年、評定所にて命ぜられ、多磨郡境村にて多磨川上水を分水し、郡內品川領十一村の用水とす、境村より水路八里餘、南品川宿にて目黑川に沃ぐ、水路を疏鑿せらるる時、五條の分流を穿ち、所々に惡水を通する圦樋を伏せられ、蛇窪（ジヤクボ）大井二村の地に圦樋を造らしめ、立合川へも沃ぐ。

（蛇窪）戸越（トゴエ）

今蛇窪、中延等と併せ平塚村と云ふ、品川町の西にして、品川用水左右なる原野を占め、池上村馬込村の北とす。永祿の小田原役帳に、戸越、中部共に載せたり。

中延（ナカノブ）

今平塚村と改む、戸越、蛇窪の西に隣り、品川驛を去る一里、古書には中之部にも作れり。〇新記云、中延村八幡社法蓮寺の緣起に、文永年中、荏原左衛門義宗、當所を領すと見えたれば、其頃より前に開けし村落なること知るべし、日蓮宗佛祖九老傳にも中延郷と見えたり、されどそれも僅に田野開けて猶閑地も多かりしなるべし、それよりはるかに下りて、小田原北條家の頃に至り、弘治二年當所の山野を開墾せしこと、村民所藏の文書に載す、永祿二年役帳に、中之部品川筋、永福寺分弐貫文、島津孫四郎と記せり。

中延山野之事、八年かうやに相定者也、當年辰年より可有御開候、當村之人者不及申候、他郷之者にも、榛にてひらかせられ候方へは、開之內にてなかくさしをき可申候、依如件、

弘治二年丙辰正月十八日　　永英（花押）

鏑木外記殿

小山（ヲヤマ）

今戸越、中延等へ合し平塚村の大字とす。中延の西に接し、碑文谷に近し。〇新記云、小山村は郡の中央にあり、開發の年曆を傳へず、昔高木喜左衛門正永の知行せし所なり、寛永二年正永に賜ひし御朱印の文を見るに、武藏國荏原郡、彌陀郷百石云々とあり、正保年中の國圖及び其頃の領主をしるせしものに、正永が知行小山谷山二村とあり、この二村をすべて村高凡百石はかりの地なり、寛永より正保は、その間僅を隔てたれば、其內に地名の變革ありしとも思はれず、彌陀郷とあるは即小山谷山の二村のことにして、寛永の頃までは、郷名を傳へしと見えたり、又按するに彌陀郷とは和名鈔に載し御田郷のことならん。

碑文谷（ヒモンヤ）

今衾村と併せ、碑衾村と改む、平塚の西に隣り、等々力の東北とす。名義不詳、石碑云々の說あれど、信け難し。〇新記云、碑文谷は菅刈の庄に屬す、昔此村に梵字を刻める碑ありしが、歷崇をなせし故に、其石を土中に埋む、村名は此故に起ると、或は昔忠玄と云ふ法師、大率塔婆に碑文をかきて、此地に埋しゆゑなりと、何れか是なりや、其地は大抵郡の中央にあたれり。

碑文谷法花寺、惣門前屋敷、法界塚之原、七町四方、不入に進置候、併自公儀者、依品所川可申候、此外之所、竹木彌以被殖立、島以下、開發之樣に有之、可然者也、仍如件、

天正十三乙酉年十一月十七日　周防上野介奉之

武藏國ひものや郷中、法華諸末寺、共に、

碑文谷は舊訓ヒモノヤなり、其名義も石碑に起因すると云ふは、文字に牽强したるにて、實意にあらざるべし。

法華寺（ホッケ）

碑文谷に在り、法華宗の一古刹なりしが、元祿以後は天台に轉す、池上本門寺より北一里半。〇新記云、法華寺は日蓮の中老僧日源の建立とぞ、弘安六年とつたへたり、十四代日[illegible]は、本門寺の住持日樹上人の教を守り、不受不施の法に固執し、朝憲にふれけるにより、寛文七年四月佐渡國へ配流せられしかど、寺には子細なかりき、後十八世日附、妙榮尼といへる女僧の事につき、破戒の罪に坐して、八丈島へ遠流せらる、時に元祿十一年なり、二王門四間に三間、左右に金剛の像を安置す、此像は安阿彌快慶の作なり、普通の像よりは甚瘦て、古色殊勝に見ゆ、長五尺餘、靈驗あらたなりとて、參詣人の宿願によりて、通夜するもの多し、釋迦堂、二王門の正面にあり、三間に四間、四方に欄干あり、いと古き堂なり、歷代墳墓并に古碑、門を入て左の方にあり、第二世より十七世までの墓石なり、此外に古碑、正和より天文に至るまでの年月を記せるもの、總て十基あり。

被仰下旨欽承候、念佛を申、地獄へ墮と云名言は、經釋中に無之候、任祖師所立候義候間、御前可然樣御披露所仰候、恐惶謹言、（四度宗論記、慶長日記、三緣山志）

極月十一日（慶長十三）池上日詔　中山　日遠

眞間飯高日感　藤原　日條

碑文谷日揚　平賀　日惺

御奉行中

衾（フスマ）（東光寺）

今碑文谷に併せらる、東光寺あり、世田谷の南一里〇新記云、衾村の東根に東光寺（トウクワウ）あり、元東岡に作る、境內二萬二千坪、不入の地なり、世田谷領主吉良治部大輔治家、貞治四年、其子の早世追福のために建てたり、初め濟家にて後洞家と爲る、治家より五代の孫、左京亮成高、大永五年中興し、成高の嫡子賴貞、早世の墓あり、

天文七年、賴萇（賴貞の弟）寺領を定む、天正十九年に至り、御當家より改めて三十石高を賜へり、古文書あり、

深大寺、滿願寺、泉澤寺、東岡寺、大德寺、勝國寺、淨德院、右七ヶ寺は如先々、一向此分いろい不可有之候間、爲後日懇遣一札、今江戶、太平、高橋周防中治以下、何年も申かけ候者、此狀可令見者也、仍如件、

永祿參年庚申十二月廿六日　賴萇（花押）　氏朝（花押）

東岡寺、七ヶ寺、

菅苅（スゲカリ）　舊庄名なるが、いまだ古書に徵見せずと雖、荏原郡瀬田谷、碑文谷の邊に、近年まで其唱ありし○新記云、菅苅莊、今二十七村あり、荏原郡の西の方半ばこの庄名を唱ふ、但東の方の諸村は、庄名聞えざれば、爰にも古くは庄名ありしも、後世其名を失せしと見ゆ、後世は領の名を專とし、郷庄の名はおのづから用ゆるに及ばざれば、かく失ひしものと見えたり

大崎（オホサキ）（桐谷）　今大崎村と云ふ、品川の西北にして、目黑川の谷に居り、芝區白金、高輪の臺地に接す。谷山、桐ヶ谷、居木橋（サルキバシ）等の大字をも併せ、舊は下塚村に在る。桐谷には火葬場あり、京南の荼毘所にして、俗に火屋と呼ぶ。

谷山（ヤツヤマ）　今大崎村の大字とす　府內高輪の下に重出す、高輪の南極、品川驛に堺する岡をも谷山と云ふは、大崎村の東西に廣く被むれる古名なればならん。一書に、谷山とは今品川の北海に臨む丘をさしてしかよべり、然れども谷山は元村名にて、目黑の南より袖が崎、伊達侯別庄の邊までかけて、都て谷山なり、云々。

（彌陀）馬込領小山、谷山兩村の地頭、高木喜左衛門正永に賜りし、寛永二年の御朱印に、武藏國荏原郡彌陀（ミダ）鄕百石云云とあり、文字は違ひたれど、即御田鄕のことなるべし、左あらんには、小山谷山の邊まで及びし郡名にて、寛永の頃猶唱へしこと知るべし。（新記）

御田鄕（ミタ）（三田）　和名抄、荏原郡御田鄕。高山寺本、美田鄕、訓三多。○今目黑村に三田（ミタ）てふ大字存す、又谷山を彌陀鄕と云へることあり、されば目黑、大崎等を舊鄕域とすべし。然るに府內芝區にも三田あり、後地まで渉れるを知る。而も和名抄御田鄕に次き、木田鄕ありて、北御田の義かと解き得らるれば、府內なるは木田鄕と爲すべし。澁谷、千駄谷（今豐多摩郡）は目黑へ近接すれば、此御田鄕內に擬すべし。東鑑、正嘉二年、三所供奉の交名に、三田小太郎跡、子息三田五郎とあるは、此鄕士なりし如し。

目黑（メグロ）　今目黑村と云ふ、駒澤の東、目黑川に沿ひ、南北一里にわたり、上中下の三區に分つ。近世の詞客或は[illegible]部の文字をあてたり、[illegible]は黑馬なれば、目（マツマ）馬黑に叶ふべしとぞ、怪誕に絶れず、延寶安見圖には已に眞黑と書したり

新記云、目黑の名義詳ならず、或は曰ふ、當所の不動堂は、慈覺大師創請の靈場にして、目黑不動と稱するによりて、後に其稱號をもて村名とせしならんと、不動の稱に目の色を以て唱ふること、當所のみにあらず、府內關口の臺に目白不動ありて、其邊の字を目白臺と呼び、又駒込に目赤不動あり、一說に、當國は古へ牧多ければ、馬にもとつきて名付たる地名多し、馬込、駒込、駒場、駒林、馬引澤、練馬、々瀬、有馬、々場、駒井の類是なり、昔は目色毛色をもて、馬の名とせしことあれば、この目黑村も馬の名によりて起りし地名ならん云々、北條役帳、江戶廻目黑、鈴木分十七貫文、太田源七郎云々

○目黑に青木甘藷先生の墓あり、今に其遺德を傳し、往詣者あり、青木敦書、墓表銘、享保二十年、青木敦書、蒙命種甘藷、因入呼予曰甘藷先生、甘藷流傳天下、無饑人、是予願也、今作書塚、曰甘藷先生墓」。

行人坂（ギヤウニンザカ）（永峰）　中目黑より白金臺へ至る坂路にして、目黑川の北なり、坂の上に目黑停車場あり、大崎澁谷の間なる小驛とす。此邊は大崎村の管內にて、此より東を茶屋町と云ひ、白金臺町に連接す、俚稱永峰（ナガミネ）と云へり。幕政の頃、永峰より目黑までは、府內の所管たりしとぞ。

江戶名所圖會云、行人坂とは、白金臺町より西の方、目黑へ下る坂をいふ、寛永の頃、羽州湯殿山の行者、此に大日如來の堂を建てたる所なり、又五百阿羅漢の石像あり、明和九年の造立とす、明王院の夕日岡は、紅葉多かりしと云ふも、今は名のみなり、大鼓橋は行人坂下の目黑川に架す、柱を用ひず兩岸より石を疊み出して橋とす、故に横より望めば恰も太鼓の胴に似たり、故に世俗しか號く、享保の末、木食上人之を制せしとて、當時名高し、明和九年二月廿九日、目黑行人坂大圓寺より出火、本芝町通、白金、麻布、飯倉一圓、延いて櫻田、西丸下より下町を燒き拂ひ、神田、湯島、上野、淺草は勿論、千住驛迄至る、此夜又本鄕丸山より出火、駒込を燒き、風變りて神田、日本橋、京橋の町々を燒き、翌日に及び、降雨のため鎭火す、凡江戶三百年の火災、明曆明和を最大とす。

目黑不動堂（メグロフドウ）　下目黑に在り、瀧泉（ロウセン）寺と稱し、近世は寛永寺に隸し、泰叡山の號を建て、府下著名の一靈場に數へらるれど、創立由來不詳、三代將軍、郊外放鷹の行營を、此地に置かれしことありて、其比より此不動尊の名世に聞こえ、或は品川當行寺の護摩堂本尊を移坐したる者とつたふ

江戶砂子云、目黑不動堂は、往昔日本武尊を祭り、土民信して荒人神と云へり、然るに慈覺大師巡行の折から、此村に宿り、土民の請に依り、武尊の像を造り、內陣に容れたまふ、是は日本武尊東征の故事にもとつき、左に

犬の切繩を持ち、右に草薙の劍を提けて 火炎の中に立ちたまふ所、偏に不動の佛形なれば、佛像を造りて神躰と爲させたまふと也、今に堂前に鳥居あるは此故とぞ。○寛永二十年色音論云、目黑の不動明王は、誓あらたにましませば、貴賤群集限りなし、參り下向なしぼや村、金王櫻さかりなり、云々、

花を見る人や不動のかなしばり、　　遠　名

江戸繁昌記云、札堵二牌、札爲原牌、片爲影牌、其數一千、一堵値若干錢、預剋日月 四散鬻之、醵若干金、至期盛原牌于匣中、匣上有孔、錐刺出之、首番爲額、以原照影、以一大醵、付之於第一番者、餘醵分賦九十九番、各有差、國語名之日富、或云乞食人家富落來、嗟夫天道畢竟以有餘補不足、貧人得之暴富、蓋此其所以名、谷中感應寺、目黑泰叡山、湯島菅公廟、謂之都下三富。

祐天寺（イウテン）

中目黑に在り、江戸近世の名僧祐天の遺跡とす。○新記云、祐天寺は三縁山増上寺、第三十六世祐天隱居の地なり、僧正末期に俗弟祐海に屬して起立せしむ、享保四年、祐海起立の功を遂げ本尊は祐天の木像なり、祐天は奥州岩城の人、檀通和尙に投じて薙髮す、時に正保四年、十二歳の時なり、長ずるに及で學業怠らず、諸國を遊行し、道化大に行はれて僧俗輻輳す、又勢州山田に赴きて念佛を廣む、その後桂昌院殿の召によりて大城に登れり、寶永甲申、傳通院に住し、正德元年增上寺に住し大僧正となり、文昭院殿の御導師を勤む、程なく隱居して享保三年麻布の別業にして寂す、法名明蓮社顯譽と云へり。

駒場（コマバ）

上目黑の北にして、中澁谷の西に接す、玉川上水を導き、之を過ぎ目黑川へ注ぐ。此に農學校あり、帝國大學に屬し農科と云ふ、大久保内務卿の創立に係る。○新記云、上目黑の駒場野は、村の北にて豐島郡代々木村の堺にあり、十五萬坪餘の地にして、春秋御遊獵の地なり。○「嗜きたつる野邊の雉子もつはものの道踏みならすしるべとやなる」これは北村季文の幕朝年中行事に見えて、其序「追鳥狩とは、三月の末、駒場野にならせ玉ひ、多くの雉を追出して狩らせ玉ふ也、此日兩番の頭組頭を引ゐて、隊伍をわかちかけ引するさま、すべて雄々しう見ゆ、御身づからも馬をはしらせて、杖にて雉を打せたまふ」云々といへり。○農史云、明治十一年一月、駒場野農學校成る、車駕臨みて開校式を行ひ、勅して曰く、朕惟ふに農は國の本なり、物産由て以て殖し、生民由て以て富む、是れ斯學の講ぜずんばあるべからざる所以なり、云々。○東京大學一覽云、農學校は明治七年、内務省勸業寮内藤新宿出張所に農事修學場を設け、農業生を教育せしに起源し、同十年農學校と改稱し校舍を上目黑村駒場野に移す、内務卿大久保利通、其賞典祿二箇年分の金額五千四百餘圓を、準備金として本校に寄附せり、同十四年農商務省農務局の所屬となる、又山林學校は明治十年内務省地理局に於て、樹木試驗場を北豐島郡西ヶ原村に設け、樹木に關する實驗をなせしに起源し、同十四年農商務省山林局の所轄となり、同十五年東京山林學校と改稱し、同十九年四月、駒場農學校と山林學校を合せ、農科大學と爲さる。

目黑川（メグロ）

甲州路、高井戸の東西に發し二源、一は世田谷を廻り、一は北澤を經て東流、目黑村にて相合し、漸く南東に向ひ、品川驛に至り海に歸す、長さ三里半、一條の野水のみ。往昔品川と云へるも此水なりと云ふ、近世は玉川上水を注入せらる。人類學會雜志云、上目黑村に發見したる、石棒の巨大なる者二本あり、一は長さ三尺周り一尺、一は長さ一尺九寸周り八寸、此近地到る處に原人遺跡あり。○新記云、目黑川の水源は、二條の流れ共に玉川上水の分派にして、一條は烏山用水と云ひ、世田ヶ谷の方を流る、一條は上北澤村より代田村の方を流れ、池尻村にて此二流合し、上目黑村へ流る、此村にて蛇崩川といへる小流合し、中目黑、下目黑、谷山、桐ヶ谷、上大崎、下大崎、居木橋の村々を歷、南北品川の界を流れ、獵師町にて海に入る。

世田谷（セタガヤ）

今世田谷村と云ふ、目黑の西に隣り、瀨田（玉川村）の北とす、其西界は多摩郡に至る。鶴岡文書、永和二年、吉良治家が、世田谷郷上絃卷の地を寄進したること見え、吉良氏を邑主とす。此家は足利公方の門族なりければ、時俗御所と稱し、當國の貴種たりき。○紫一本云、世田谷は江戸より三里、昔は吉良殿、十五萬石の城下なりとぞ。○新記云、吉良家譜によるに、（久良岐郡蒔田を參考）鎌倉公方持氏の時、吉良治部大輔治家、世田ヶ谷郷を賜りしより、子孫世々此地に住せり、左れば世田ヶ谷御所とも、世田ヶ谷殿とも呼へり、此地元來高き地にて原野多し、田畝も水田は少く、年々に新墾せし白田地もあれば、昔に比すれば田數は遙かに多かるべけれど、其地の賑へることは、吉良家の頃にはしかざるべし、昔吉良家の盛なりし頃、城下町なりし故、驛家などもありしかば、其世には殊に繁榮の地なり、因て後までも本宿などと唱へしかど、それも今は知る人稀なり、唯今も字に上町、下町などありて、民家連綿たり、古は毎月一六の日に市あり、荏原郡の内にては第一の交易所なりしかば、商人も多く集ひて頗る賑へり、北條家より天正六年に下せし、市の免狀、今も井伊家の家人傳へたり、元和十年、井伊掃部頭直孝、此所にて所領あまた賜はり、豪德寺を彼家の菩提所と爲したればなり也。○按に、松隣夜話に「氏綱の代となり、神奈川、所澤、瀨田茅（セタガヤ）など云處にて、十餘ヶ度の合戰に、則政公一度も御馬不出、軍旅の法惡きゆゑ、上杉衆毎度敗軍」

瀬田茅即世田谷に同し。又世谷原の名、鎌倉大草紙に見ゆ、もしくは世田谷の田を脱落したるにあらずや、前後の文意を地理に押當てて、しか疑はるる也。

大草紙曰、新御堂殿、持仲、鎌倉に御座まし、關東の公方と仰かれ、上杉飛驒を大將軍として、十一月二十一日に、小机邊まで出張、持仲御供申、入間川に發向す、其道にて十二月二十三日、世谷原にて合戰を初、終日戰くらしけるが、伊豫守打負、鎌倉をさして引返す、江戸、豐島等に來て追歸しかば、伊豫守も持仲も、漸二十五日夜に入、鎌倉に歸給ふ。

世田谷城址(ヒダガヤ)

新記云、古城蹟、宇竹のうへと云ふ所にて、一町にあまれる地なり、豪徳寺のかたはらなり、二重に堤の形のこれり、その内にすこしく高き所二ヶ所まであり、櫓の跡といへり、傍に御所櫓と稱する古木の松一株あり、吉良系圖に、治部大輔治家はしめて武州世田谷に居り、後上州飽間に移り住せりと、奥村東光寺の古文書にも、治家この寺を建立せしよしみゆれば、治家が世にこゝにすみはしめしは、疑ふべくもあらず、この人應永二十四年逝せり、治家より六代の後、左京亮成高もこの城に居りしよし系圖に見ゆ、これ天文十五年に逝せし人なり、その子左兵衛佐頼康、その子氏朝に及ぶまで、この城にありしと見ゆ。(世田谷八幡宮棟札に、天文十五年源頼貞とあるは、頼康の前名にやあらん)○世田谷私記云、荏原郡菅刈莊世田谷郷は、往古吉良家の領地なり、抑吉良と稱するは足利家の嫡流にて、其頃何ほどの貫高にや、今に至てわかり難し、土俗の言傳へたるは、十八萬石といへど非なり、北條氏綱の時に、世田谷頼康郷を聟とし、彌關東に猛威を振ひけるが、天正十八年亡び、此時世田谷氏朝は上總國生實に遁れ給ひけり。(史料)

豪徳寺(ガウトクジ)

世田谷村の北にして、駒場の西凡一里。○新記云、勝光院は世田谷元宿の中にあり、寺領三十六石を賜ふ、本朝高僧傳、天永禪師、天正壬午、世田谷城主源頼里、勝光寺院を草創し、師を請ふて始祖となし、大に法道を振ふ、云々、豪徳寺は宇竹の上、古城跡の傍に在り、寺傳に「吉良左京大夫政忠の伯母、頼高の室、弘徳院久栄理椿大姉の爲に、文明十二年草創せり」と、寛永十五年、井伊家の檀那となりしより、總て殿舍堂閣の修理等を加へければ、其甚壯いと盛なり、依て今は掃部頭直孝を開基とす、萬治二年六月卒せり、法號を久昌院殿豪徳天英居士と云ふ、よりて寺號弘徳を豪徳寺と改め稱せり

若林(ワカバヤシ)

今世田谷村の大字とす、大夫山あり、(世田谷宮往還の西一里、豪徳寺の東南十餘丁)此は萩長州毛利大膳大夫家の抱地なりければ、安政、文久、元治の間、國事に殉して横死せる志士の墓あり。殊に吉田寅次郎矩方の如き、小塚原に刑死したるも、後此に遺骨を送り、近年其祠堂を建てて、松陰神社といふ。

馬引澤(マヒキザハ)

今弦巻、野澤、深澤(フカザハ)などを併せて駒澤村と改む、等々力の北、世田谷の南とす(東京府誌)南、澁谷より此を經て橘樹郡溝口驛に往來するに、相州大山への通路とす。村内の駒留八幡社に、銅版經筒あり、天和中に境内より發見す、銘治承年戊申、左近太郎入道成頼云々の銘あり。

弦巻(ツルマキ)

今駒澤村の大字とす、永和二年の頃、世田谷吉良氏治家より、相州鎌倉八幡宮に寄附せる社領の中に、弦巻の地名あり。(新風土記)

鶴岡八幡宮領、武藏國世田谷郷内、弦巻村、會中六所宮役事、相違致催促、云云、太平可然、所請任先規、可被停止催促之由候也、仍執達如件、應長二年三月、世田谷私記云、德川家入國の後、天正十二年、吉良家は上總國長柄郡寺崎村に於て、千百貳拾五石を給ふ、此時世田谷郷は上知し、氏朝同所に住り、居住の地、今弦巻村實相院是なり、氏朝の息、蒔田左兵衛佐頼久主(初源六郎)寺崎村へ移り給ひ、子孫高家に列し給ふ。(史料)

覺志鄕(カガシ)

和名抄、荏原郡覺志郷、訓加々之、今詳ならす、或は羽田村に鵜谷あり、又府内に鵜町の名あるに附けて、鵜は此覺志の訛音にやと云ふも信け難し、諸郷里の位置より推せば、馬引澤、世田谷、北澤などの地ならん、即御田、荏原二郷の西にして、多摩郡勢多郷の北に接す。

北澤(キタザハ)

近世二村に分れ、上北澤、下北澤と云へり、目黑の西北にして、世田谷の北に當り、多摩郡界に接す。今其上北澤は松原、赤堤と併合し、松澤村と改め、下北澤は、代田(ダイタ)は世田谷村へ入れり。

(三田用水)

寛文年中、北澤村にて玉川上水を分派し、澁谷村を經て、目黒白金、三田(ミタ)の方へ導き、飲料に供せられしが、享保中之を停止す、駒場澁谷の邊には、猶此分水の小溝涸存在し、廣く東南に流派せしむ。○新記云、三田用水元は三田上水と唱へ、下北澤村にて玉川上水を分流し、三田芝の邊に掛りし水道なり、然るに享保七年この上水を止られ、元圦を閉切られしにより、其餘流を水田に沃ぎし村村、用水なきを憂て、其由願ひ上け、同九年官の許を蒙て、上水の舊渠を用ひて、故の如く多摩川の流を分ち、郡内馬込領谷山村、中下目黒村、品川領北品川宿、上下大崎村、世田ヶ谷領代田村、麻布領白金村、今里村、三田村、及豐島郡麻布領中下澁谷村、すべて十三村の用水とす、水源下北澤村より水路二里餘を流れ、南北品川宿の界より目黒川に入る、水源の圦樋は官より修理を加られ、人夫は組合の村々に課す、其餘白樋、埋樋、升形等は入費を賜り、足らざるときは村民等私財を出して修理す。

豐多摩郡

豐多摩郡(トヨタマ)　明治二十九年、東多摩郡、南豐島郡を合一して、豐多摩の新號を立つ。人口七萬、内藤新宿に治す、凡三町十一村、東京府西の隣郡にして、古の武藏野の東偏にあたる。

南豐島郡(ミナミトシマ)　明治十三年、豐島を南北に分ち、其南郡は野方領の新宿、大久保、戸塚、落合、淀橋、代々木、千駄谷、麻布領の澁谷等の地、凡一方里六分の面積を占めたり。此南郡は新宿を脊梁とし、地勢南北に分れ、其南なる千駄谷、澁谷は古の荏原郡の域内にして、御田郷にあたる、而も北なる數村は豐島郡の舊屬なるべきも、郷名を詳にせず、蕞草郷にやとも疑はる。

東多摩郡(ヒガシタマ)　明治十三年、多摩を四分せられし時、野方領なる中野、高井戸の邊六村を以て、東郡とせられたり、面積凡三方里。○古代の豐島、多磨の郡堺は、成宗田端の邊まで豐島郡なりしと云へば、井草高井戸などを多磨郡の舊地と見るべき歟(天沼荻窪を參考すべし)故に新田郷と云ふを引きて、此に擬したれど、如何にや、猶考ふべし。

澁谷(シブヤ／シトヤ)　今澁谷村と云ふ、人口一萬、荏原郡目黑の東に隣り、府内赤坂區、麻布區、芝區と相交界し、北は千駄谷、代々木に至り、南は白金(芝區)に至る。澁谷川西北より東南に流れ、恰村の中心を貫き、長さ一里、下は芝の金杉川と爲る。澁谷停車場は中澁谷に在りて、品川新宿間の小驛とす。文政元年、江戸朱引内外圖に、下澁谷、中澁谷、宮益町、下豐澤等を府内とし、上澁谷、上豐澤等は府外たりき。

(長者丸)

江戸砂子云、府内赤坂、青山より澁谷は、世田ヶ谷道也、澁谷庄司重國が屋敷跡は、澁谷村に在り、當時岡部内膳正殿の下屋敷の地なり、又長者が丸(チャウジャマル)と云ふは、青山百人町の南とす、即澁谷の長者の住けるとなり、此家は代々稚名を金王丸(コンワウ)と云ひ、應安の頃までも盛なり、其子孫近き世までかすかなる百姓にて、此邊にありつる由、今もありけんか知らず、澁谷八幡宮、別當を東福寺と云ひ、境内に金王櫻と稱する名木あり、社傳に、康平六年、村岡五郎平良文の曾孫、川崎土佐守基家の勸請なり、基家の子平三重家、其後金王丸、澁谷冠者と稱す、昔は大社にて、矢盛(ヤモリ)庄七郷の產土神とす、云々。○八幡宮は中澁谷停車場の東三四町、街道の南丘町許(此邊を澁谷宮益(ミヤマス)町と稱す)矢盛庄と云ふこと、府内赤坂區一木(ヒトツギ)の下にも其說あれど、詳ならず、澁谷氏の私邑の舊名にや、八幡別當寺の寶永元年の鐘銘に、谷盛に作る。

(宮益町)

○府内備考云、澁谷は廣き地なり、よりて後人附會して、東鑑、治承五年の條に、澁谷庄司重國、澁谷下郷を知行すべしとあるを、當所の如く傳ふるは誤なり、相摸國高座郡に澁谷庄の名殘りて、しかもそのかゝる處甚廣ければ、重國等の住居せしは彼地たりし事明けし、殊に東鑑「文應二年、先祖重國は、誠に相摸國大名の内なり」云々とも見えたり、當所はもしくは彼が氏族の者の分居せし地にて、後年村名となりしは知るべからず、江戸志に、龍見左京貞重入道此處を領す、その家系に「入道貞重が子平次左衛門重明、武州澁谷に住す、元弘三年癸酉、三月十六日、入間川合戰に討死す」と載たり、是にても古き地名なる事知るべし、又小田原記に、大永四年、北條氏綱江戸の城を責るとき、小田原より澁谷を通りて、城へ押よせしなど見えたり、又北條役帳に、太田新六郎澁谷六貫文を領すとも出たり。

道玄坂(ダウゲンザカ)　澁谷宮益町の西南にして、澁谷川を踰え、駒場野の高原に上る坂坡を云ふ、小驛店を爲す。天正十八年日記云、七月十日、とうけ坂にて、甚之丞、此者よくわかる、十一日、青山宿場取立候様、甚之丞申出る、九月、しぶや所々地わり、とうけんの庵室、ゆいしよ差上る。○道玄坂は中澁谷村の東南にて、相州矢倉澤道なり、登り一町餘、坂下の町屋は則道玄坂町なり、大永の頃、道玄太郎と云ふ者此所に住せしとも、亦一說に、道玄と云ふ寺ありしよりの唱なりとも、其正しきを知らず、凡澁谷の域内は近世武家屋敷となりし地許多あり、市店の地となりし所は、宮益町に挾まりし地、又中澁谷村に入會し飛地の二所にて、共に道玄坂町と唱へ、正德三年より町奉行の支配に屬したり。〔新風土記〕

羽根澤(ハネザハ)　澁谷八幡の東南を云ふ、吸江寺、氷川社等あり。羽根澤の東、舊堀田家の下屋敷に、近年赤十字社病院を建てらる、麻布櫻田町の西、笄町の南とす。

豐澤(トヨサハ)　羽根澤の南にして、廣尾とも云ふ、今其街路麻布區に屬するを廣尾町と云ひ、祥雲寺、澁谷川の邊は澁谷村の管内とす、其東南は三田(ミタ)(大崎村)三光町(白金)に至る。

(廣尾)

新記云、廣尾原は下澁谷村、豐澤村の持分なり、もと此邊一圓を小名に樋籠(ヒロウ)と唱ふるを以て、原の名にも呼び又古土筆多く生せし故、つくしが原とも唱へ、或は曠野なるをもつて、廣野とも呼べり、後年次第に新墾し、元祿檢地の頃より、文字を廣尾に改む、今存在の原僅に二千七百坪あり、除地にして御鷹場の茅野なり。

祥雲寺(シヤウウン)　今下澁谷廣尾町に在り。○望海毎談云、廣尾の祥雲寺は、禪宗大德寺派輪番所なり、始は麻布市兵衛町の先に有りしが、丁酉の江戸大火より當所へ引移たり、開基は、月岑宗印の弟子にて、龍岳宗劉といふ名匠なり。

原宿（ハラジュク）　今千駄谷村へ合すれど、千駄谷の南、澁谷宮益町の東北にして、府内青山町に接比す。

新記云、原宿村は永祿の小田原役帳に「江戶原宿、拾壹貫文、太田新次郎」と載す、俗說、當所は昔鎌倉より奧州への往還に係り、宿を置かれし所故、此名ありと、又村内龍岩寺の傳に、往昔源義家奧州下向の時、澁谷城に滯留し、當所にて軍勢着到せし故、今に門前の小坂を勢揃坂と唱ふと云へり、當時街道なりし事證すべし、今青山と唱ふる地、古多くは當村の内なるにや。○此原宿を以て、荏原郡荏原郷の遺唱に出でしにやと說く者あり。されど再考するに、荏原氏は別に中延村に其住居の事をつたふれば、此を以て荏原郷と爲すは、信じ難きに似たり。

千駄谷（センダガヤ）（穩田）　今千駄谷村と云ひ、穩田（オンデン）、原宿を併す、中澁谷の北にして、上澁谷の東なり、即青山練兵場の西隣とす。新宿植物御苑より出づる溝水、村内を貫き南流し、中澁谷道玄坂の邊より澁谷川と稱す。穩田とは即隱田にして、中古の田制名目に出て、或は恩田にもつくれり。文政元年江戶朱引圖に、千駄谷村を府内に收めたれど、隱田を朱引外としたり

隱田の堂面（ダウメン）と字する地は、長泉寺の舊址なり、長泉寺人肌觀音は、大永四年、田中某今の澁谷村の地に移すと「新風土記」長泉寺に古碑多し、文明の年號ある者あり、又五輪石塔に文永八辛未の銘を刻す。「東京名勝志」

（千駄萱）新記云、小田原役帳、千駄ヶ谷と載す、土人の傳へに、此地天正以前、民戶僅々二三軒、萱多くして日々千駄の萱を刈取りしかば、村名之れに因て起れりと、既に正保改に千駄萱（センダカヤ）村と記し、延寶中の水帳にも、千駄之萱と記せり。○千駄谷は澁谷の庄内なる分村なるべし、千駄谷町の東端は今霞岳（カスミガヲカ）町と改め、府内四谷區の管内とす。霞岳町の南なる原宿兵營は、近衞步兵之に居る、其に青山練兵場に接比す。千駄谷仙壽院は俗に新日暮と稱し、植木師の家多し、貞享圖元祿圖等には、千駄谷と云はず、千駄木（センダギ）と錄す、蓋誤記に出づる歟、或はセンヌキとも聞記すれば、當時轉訛してかくも呼べる如し。○三省一覽云、千駄谷の聖輪寺は開山行基とつたふれば、都下に於て千年の古刹は、此寺と淺草寺とを數ふるのみ、紫一本に、（千駄木）千駄谷の觀音堂とあるも、聖輪寺歟」

澁谷川（シブヤ）　千駄谷並びに代々木（ヨヨギ）の野水の末にして、澁谷宮益町と道玄坂の間に相會し、廣尾町に至り、東に折れ、府内芝區へ入る、即今古川、又赤羽川と云ふ。近世玉川上水を分派し、内藤宿より千駄谷に至り、之を四時不斷の源泉とす　○新記云、内藤新宿の東南、四谷大木戶の邊にて、玉川上水の餘水枝流となり、千駄ヶ谷、原宿、穩田、澁谷、豐澤等の村々を貫流し、澁谷川と云ひ、白金村の地先を流る

内藤新宿（ナイトウシンジュク）（新宿）　今内藤新宿町、人口九千、府内四谷區の西に連續し、甲州街道並びに青梅街道の交會にあたる。鐵道は品川、赤羽を連絡する者と、甲武線此に遇ひ、十字形を成す　車驛は町の西端に在りて、新宿と稱す、品川へ六哩半、赤羽へ六哩半、八王子へ二十三哩、府内飯田町へ四哩、川越へ三十一哩半。

江戶砂子補云、内藤新宿とは本内藤家の屋敷なりしが、後町屋となり、元祿の頃日本橋より高井戶まで四里餘、行程長くして駄馬人足、難儀に及ぶの由、訴に由て新驛を立てらる、享保の始め故ありて破壞せられ、明和九年壬辰再興す、甲州街道の馬次、高井戶へ二里半。○新記云、内藤新宿は昔は萱野茂原なりしが、元祿十一年、内藤氏の舊邸あるを以て、其儘内藤と名附、人馬繼立の驛亭とせらる　延寶圖、元祿圖等に大木戶、内藤邸邊を内藤宿と標せり、其西なる路岐にあたり、二本榎追分と標す、蓋慶長年所置の一里塚の遺れるならん。此追分の南に近世天龍寺あり、元祿六年圖に初見す、牛込より移したる者とぞ。又天龍寺の南千駄谷に至る間をば六軒と稱し、植木の小屋ありて一巷を成せり、元祿圖には見えず、其後の開拓に係る、幕府瓦解の後復自由となりぬ。

内藤宿の北なる番衆町と云ふは、貞享圖に組屋敷とあるにあたり、大久保村に毘連す

天保中撰飛鳥川云、四ッ谷大路の田舍馬、引きもきらず、内藤新宿のうかれめに、引手茶屋も物好きを顯はし、四ッ手駕もしげ〳〵通ひ、頗る賑はひのみやびあれと、元是杓子の名ある驛妓なり、さるから事改る咎もなければ、山の手あたりの若者、身を果すの色界なりけり。

新宿御苑（シンジュクギョエン）　俗に植物御苑と稱し、四谷大木戶の内に直接し、即幕府の代官まで、内藤氏の占有せる邸地にあたる、近年收めて宮内省の所管となりぬ。玉川上水邸前を流れ、其一派は南に分ちて、元祿の北青山上水とも稱したりと云ふ、其邸邊の白堀は、近年水原を絶じ、邸前の上水番屋敷も廢址となり、一石碑を遺すのみ、明治十八年建立、（玉川上水は、明治十四年の計算に、府内の埋樋管の長三千八百八十間といへり、即大木戶以東の延長數なり）其文辭蕪雜なれど下に採錄す

水道碑記云、詩云、相彼泉水、是洪々、聖人之京都也、以水爲先、以人之生涯、不可一日缺也、德川氏之開府于江戶也、諸侯會同、工商來聚者一百萬、而地佳清泉、鹽有潟塘溜淄之害、而爾時飲濁不可飮、民飢渇、將軍秀忠君深患之、以謂有民患如此、安忍坐視而不顧、乃躬自騎、日索諸四方、適抵多摩郡、得湯池、七水口滯、嘗之甘矣、日大喜、即命村農、導引之域中、是爲神田上水、將軍自名其所、日井頭、鑿溝三十里、東導至關口村、又設堰堤六七里、導至小石川、乃埋木樋、作闇道、水行地

中里許、至小川街分西東、西者入平川門、注城内、其餘洞西神田、出常盤神田之南橋、爲逆河、爲順流、自日本橋北、至馬喰街、千區百街、無不洽之所、餘波落大河、其東者過小川街、洞東神田、注柳原旁、入大河、本支百條、地下如綱、可謂巧也、而水猶未足、其後三世家光時、又有玉川水道之擧、時乃召府尹神尾備前、與謀事、備前乃謂、不若任川頭居民、乃選莊左衛門淸右衛門二人、不別置官吏、二人者大喜、聊測道遠近、量地高低、預算金六千兩、備器具、備役夫、以承應二年四月、既截羽村、渠深八尺、廣十八尺、設水門若干、以備暴溢之虞、導至四谷、分少北注、以輔神田水道之勢、自此行地中、至四谷門、分注赤阪、至虎門、洞西久保、愛宕下、增上寺、落芝海、其本流則至麴街、分三道、一注平河永田數街、洞至日本橋、洞八丁堀木挽街、西入大河、一落櫻田門、注城内百邸、落吳服橋、其一入西城爲溝布、流爲川蓄爲瀦、注漑皆足、餘出落龍口、以同年十一月、工事全竣、渠長七十里、開道之長、及木樋之數、不可勝算、費不足、則二人者輙損資自補、再不稟請、官嘉其功之速成且精巧、乃二人賜姓玉川、給祿二百石、列之士伍云、嗚呼德川氏水道之功、經千世莫大、費少澤遍、畢不枯、雨不濁、常能流、晝夜不止、於今幾已三百年、民不病一日之渴、聖人復興、未必更作、云々。

淀橋(ヨドバシ)

今淀橋町、人口七千、新宿の西に連接す。淀橋とは元柏木(カシハギ)村と中野村との間なる、井之頭川の小梁の名なるが、柏木、成子(ナルコ)の民屋市町を成せしより、淀橋町の名起り、近年に至り角筈村をも合併して、遂に公稱と爲る。

紫一本云、淀橋とは大猷院樣の上意にて、元は姿見ず橋といへり、昔多摩郡中野の正觀寺、藥師堂棟札に、朝日長者正連が書きたるは「漆千盃、朱千盃、黄金千兩、錢十六貫、朝日さす、夕日かがやく、藤の木の下に在り」と云々、是を埋る時、下人に負せて此橋渡りしが、そこにて殺し、彼下人の歸り渡る姿を見ざる故に、橋に名附たる由、所の者いふ。

(成子)

柏木(カシハギ)

今淀橋町の大字に呼び、靑梅街道に當り、新宿車驛の西北とす。

なることをば已が羽風にまかせつつ心とさわぐむらすずめかな〔砂石集〕　鎌倉右大臣

江戸砂子云、四谷の末、柏木村なるこ宿と、中野村の間に淀橋とて橋あり、此橋より多磨郡なり。○新記云、柏木村に傳ふる、天正丁亥文書に「柏木、角筈、小代官、百姓中」と記し、北條役帳にも「木住坊寺領、十二貫文、柏木、角筈共」と記せり、古へは中野郷の唱ありし由、十二所權現の縁起に見えたり、靑梅街道に通する家並は、百姓町屋なれど、淀橋町と名づく。○文政元年、江戸朱引圖に、內藤宿柏木村を府內に收め、鳴子(ナルコ)宿は朱引外におかれたり。

圓照寺(エンセウジ)

柏木に在り、諸地圖或は常圓寺に作る。○新記云、圓照寺、新義眞言宗、開山開基等すべて古きことを傳へず(春日局庵主となりて再建すと云ふ)右衛門櫻、藥師堂の前にあり、古木は枯て後に植つきしものなり、正保改の國圖にも載たれば、其頃既に名高かりし事知らる、往昔後一條院の御宇、柏木右衛門佐賴季と云ふ人ありし由、右衛門櫻物語に載たり、されど此書は後人の手に成て、事を巧に綴りしなれば、元より證となすべきものにはあらず、現に紫一本には、柏木村なれば右衛門櫻の名を得しならんとのみ記したれば、天和の頃既に傳への鑑ならざりしこと知らる。

淀橋淨水工場(ヨドバシジヤウスヰ)

新宿停車場の西、成子宿の南に在り、玉川上水の濾過、及び分送の大機關とす。○東京上水道の改善は、明治二十五年に起工し、羽村より代田(ダイタ)(和田堀村)迄の白堀は舊に仍り、代田より本工場までは新に白堀を開鑿す。場内に沈澄池三あり、九百萬立方尺の水を容る、是れ人口百五十萬に對し、三十六時間給與に堪ふる、大量とす。濾池は十八あり、水は之を過ぎて更に別地に入る、即淨水池にして、人口百五十萬に對し、十二時間給與の大量を容る。分送は先大鐵管に因り、自然流下と喞筒作用とを以て、場内の給水池及び本郷元町、芝區榮町の三池に送せしめ、更に大小十種の鐵管を以て、各街路に埋伏潜流せしむ、其長凡百五十餘里と稱す。三十二年に至り、始めて給水を爲し、三十四年に至りて全都に遍布す、工費無慮一千萬圓。

(十二所)

角筈(ツヌハズ)

今淀橋町の大字とす、柏木の南にて、甲州街道に係り、西は代々木、幡谷まで民戸ほぼ相望めり。角筈の西北(上水沈澱池の西)に熊野十二所の森あり、方俗ジフニソウと呼び、林中に池塘あり。

新記云、角筈村熊野權現を勸請せる地を十二所(ジフニソウ)と呼ぶ、縁起に云ふ、應永の頃、鈴木九郞某、紀州藤白より中野郷に來住す、鈴木三郞重家の子孫にて、殊に若一王子の祠官たる餘胤なり、依て社を創建して、若一王子以下、十二所の神悉く備れり、それより崇信怠たらざりし驗やありけん、終に家富み倉廩軒を並べて榮名あり、依て郷民擧て中野長者と稱すと云々と、蛇池と唱ふる所、常に冷水涌出し、水色碧りに漲れり、こゝを熊野の御手洗と云へり。○天正十八年日記に、角筈の御社修造の事見ゆ、是は今の十二所のことならん、舊別當本郷成願寺。

(幡谷)

代々木(ヨヨギ)

今幡谷と併せ、代々幡村と云ふ、角筈の西に接し、甲州路之に係る。代々木の南は目黑の騎場野に連り、金杉川の濫觴、此間に在り。

江戸砂子云、代々木野と云ふは宇陀野と云ふあたりなり、打開きて野邊遠く、遊觀の佳境とす、武藏野原の內なり。○御伴之敍云、代々木幡が谷といふに來たり、行手遙けき旅の空も、先こゝよりはと思ふに、都の方のみ

顯みせらるゝも、いといたし「都には程近けれど蟠が谷のはたやこれより旅心地せん」と、思ひつゝくるもなかなかなり、和泉、松原を過て高井戸に入る。○蟠谷は小田原役帳に、十一貫遠山某知行として村名を擧げたり、玉川上水を村内に分派し、東北に道引して、神田上水の助水とす、火屋は村の西にあり、此邊を狼谷（オホカミダニ）と云ひ、（紫一本作大上谷）廣さ九百坪、非人の家三軒あり、四ツ谷五ヶ寺の拜領地にして茶毘所なり、文祿年中まで四ツ谷千日谷にありしが、後年千駄ヶ谷村に移り、寛文四年當所に移されしと。〔新記〕

（狼谷）

和泉（イヅミ）　今和田堀内村の管内とす、蟠谷の西にして、街道（カイダウ）の北線に居る、南線は荏原郡世田谷村の管内にて、代田といふ。代田橋は舊玉川上水に架せしものなるが、近年上水を改修して、代田橋より淀橋淨水池へ、新渠を造りしを以て水脈絶す、代田の西に火藥庫あり。○新記云、和泉村御焔硝藏五棟、御鐵炮玉藥方同心三人、こゝに住して御藏を守れり、此地はもと御林なりしが、代拂になり其跡へ建られしなり、御藏地二町三段歩。

紫一本に、代田を大多に作り、百合若大臣のかけたりと說く、曰く大多橋は四谷新町の先、笹塚の手前にて、大多ボッチが掛たる橋也、大多とは大人にて、百合若大臣と云ひ、大力ありて強弓を引き、よく矢を打つ、之をボッチと云ふと、奇怪の話說なれど、研究者に待つと云爾、上州妙義山の百合若大臣の足跡を參考すべし。

（代田橋）

和田（ワダ）　今堀内村を併せ、和田堀内村と云ふ、高井戸、蟠が谷の間に當り、甲州街道の北、井頭川井草川の左右に居る、大宮八幡宮あり。

新記云、和田八幡は除地六萬坪、大宮（オホミヤ）と字す、社領御朱印三十石、天正十九年より附せらる、別當を大宮寺と云ひ、神職を和田右近とす、古社には相違なけれど、其緣起書は信じ難し、水帳に天正十九年、多東郡大宮之内雜色村と題する者あり。

（大宮）

堀之内（ホリノウチ）　和田八幡の東北、青梅街道の南とす、日蓮宗妙法寺てふ繁昌の祖師堂あり、新宿を去る凡一里半。

妙法寺（メウホフジ）　新記云、堀内妙法寺は、元和の比、妙仙院日圓開基とつたひ、今は日圓山と號せり、往古は眞言宗なりしが、元和の初今の宗旨に改めしも、明和六年、丙丁の災に罹りて舊記を失ひ、詳なることを傳へずと、本尊三寶諸尊、四天王を安んず、本堂は表門の正面に在つて、十四間に十三間南に向へり、其餘庫裡及ひ客殿向等、甍をならべて造れり、祖師堂十一間に十八間、向拜五間に三間、同五年、裏門の正面に建て、祖師四十二歳の肖像を除厄祖師と稱す、寄體にて長二尺九寸、もとは荏原郡碑文谷村法華寺に在りしが、元祿十一年九月、かの寺の十八世日附の時、破戒の罪に處せられて遠流せられ、改宗あつて天台宗となりしに依り、此木像をば當寺へ讓りしと云ふ、其頃までは堂宇の如くいとかすかにて有しが、其後靈驗世にあらはれて、參詣人引きもきらず、立願のもの力を極めて土木の費を供せしに依りて、次第に結構美を盡し、今はいよいよ繁榮せり。

永福寺（エイフクジ）　今和田堀村の大字とす、小田原役帳に「永福寺、二十一貫文、島津孫七郎知行、沼袋、成宗、目黑にも有之候」と載す、高井戸の北にして、成宗に近接す。

高井戸（タカヰド）　今高井戸村と云ふ、甲州街道の小驛なれど、鐵道今は之を經由せず、北隣なる荻窪に停車す。

新記云、高井戸は日本橋より行程四里、甲州道中の宿驛也、村名の起りは傳へざれど、回國雜記に「ほりかねの井見にまかりてよめる、今は高井戸といふ、おもかげぞかたるに殘るむさしのやほりかねの井に水はなけれど、昔たれ心つくしの名をとめて水なき野邊をほり衆の井ぞ、ヤセの里はやがてこのつゞきにて侍りと」云々、按するに高井戸の邊に堀かねの井あることをきかず、又ヤセといへる地名も近き邊に在らされば、まさしく此高井戸を云へることともおもはれねども、同じ名にしあれば因みに此に出せり、北條分限帳の高井堂は當村のことなるべし。○按ふに、高井堂とは高井てふ井泉に本づき、やがて高井とは高地に掘りたる井泉の義なれば、堀兼の井てふ古諺にも通ひけるならん、回國雜記の說蓋此意にすぎず。（堀兼井の事は入間郡堀兼を見よ）またヤセと云ふは、今其名を傳へねど、夜瀨と云ふもの鎌倉大草紙にも見えたり、（同異を知らず。入間郡に金子郷八瀨あり）

享德四年正月廿一日、上杉勢は、府中分倍河原に寄來る、成氏朝臣五百餘騎にて討出、敵兵急に取ひしぎ、攻出る程に攻戰ひける間、上杉の先手の大將有馬之助憲顯深手負、引退て高幡寺にて自害す、上杉忽打負敗軍す、扇谷顯房は後陣に打けるが、手の者皆討れ深手負ければ夜瀨といふ所まで引取自殺す、云々。

（夜瀨）

紫一本云、無禮野は代々木野より笹塚への通りなり、此所は上々の瓜の出る所なり、廣き所なれば年々野を切開き新田となして作る、鳴子瓜、府中瓜よりは風味勝れり、又白菊の輪の小さき、金目貫の如く色香りたるを、ムレイと云ひ、此野に出たる者とぞ。田澤氏永祿役帳考云、無連、高井堂、永貳拾貫文、今隣村にて村高貳千三百石餘、考る所、古へは都て武藏野原にて、亂世の砌故不耕耘、今治世によつて田野開き、倍々して大村となるか。

井頭川（ヰカシラ）　舊神田上水の溝渠なりき、然れども上水に供せられし以前より、水脈は自然に在りて、堀之内にて井草川と合し、淀橋川、江戸川と名れるを想ふべし。寛永六年、井頭の源流を疏通し、江戸川の水を目白臺の下なる關口に分ち、之を神田上水と稱したり。明治三十三年に至り、其府内の給水を廢するも、小石川區

(小石川上水)

後樂園に至る迄の水道は昔に仍る。

江戸砂子云、井頭池は神田上水の源にして、池中七所より水涌出づ、因て七井の池とも云ひ、池のめぐりに柳多く、水色靑し、辨天社あり、慶長十一年、將軍家御成の節、池水にて御茶召上り、寛永六年御成の節、江戸城下へ引かせらるべき旨仰付らる、淸潔にして旱魃にも涸れず。○府内備考云、神田上水は、大猷院殿の御代、堀割給ひし事は、諸記にも詳なり、然るを武德記に、天正十八年よりの事といへるは誤れり、たゞその頃上水の命ありて、水利を考へ申させ給ひしなどいふに過ぐべからず、慶長頃まで江戸上水のあらざるよしは、三浦淨心の見聞集によりても推して志らる、又此上水古くは小石川(コイシカハ)上水とも稱せしにや、事跡合考に、江城の西北、落合中野等の西北、猪頭の辨財天の池を引くは、小石川水戸家の本舘にかゝりて、水道橋うち小河町より、神田、本町筋、日本橋の北河岸をかぎり、兩國大橋のうちをひろく廻らす、是を小石川上水といふと記たり。○神田上水は寛永年間の創設と稱す、井之頭池及び上井草善福寺池、下井草妙正寺池の湧泉を源とし、又玉川上水の分派(淀橋に分つ)を合せ、目白臺の下に於て關口へ入る、井之頭より關口迄五里二十六町の溝渠とす。關口より埋樋に通じて小石川、神田、日本橋、京橋(京橋以北)の諸街巷に給與せられ、近年の計算人口二十二萬と云へり、其吐捨の殘水は水船に汲取り、深川本所兩區に送りて又分給せられしなり。)

高圓寺(カウヱン)

昔村名にも呼べり、今阿佐ヶ谷、馬橋、田端、成宗、天沼などを合せて杉並(スギナミ)村と云ふ。和田の北、中野町の西に接し、靑梅街道にそへり、沼袋の南なり。

新記云、高圓寺は禪宗、開基より六世無倫中興す、無倫は大猷院殿の御意に叶ひ屢伺候せり、ある時願あらば申すべしとのたまひしに、桑門の身外に望みなし、性來茶を好みはべれば、茶を賜ふべきよし望申せしに依り、宇治より茶の木を召れて、此境内へ植ゑさせ賜へり、其後寛保年中祝融の災にかゝり、堂宇悉く烏有に歸せしが、寶曆十三年再修、境内に猶茶木多し。

成宗(ナリムネ)

今杉並村の大字とす、高圓寺の西、永福寺の北。○新記云、成宗村は常久村、是政村の類にて、人名を以て唱ふるなるべし、昔は此邊すべて高井戸宿に屬せしならん、小田原役帳に、島津孫四郎知行、三十一貫文、永福寺、沼袋、成宗とあり。

阿佐谷(アサガヤ)

今杉並村の大字とす、高圓寺の西なり。○新記云、阿佐ヶ谷村は、小田原役帳に「太田新六郎知行、八十四貫文、中野内阿佐ヶ谷、同人知行、十六貫文、千束内阿佐ヶ谷分」とあり、又中野村名主が家に、北條家より當村小代官百姓中へ下せし、天正四年及び十三年の文書あり、されば古き村なるべし、小山と云ふ所に古碑五基あり、三基は文字磨滅して見えず、二基は文保二年、元德三年としるせり。

天沼(アマヌマ)

今杉並村の大字とす、阿佐谷の西北にて、荻窪に近し。天沼の名は、古の乘潴(アマヌマ)驛の遺唱かと疑はる、高井戸驛の北なれば、古の多磨郡内の地とす。○新記云、天沼村は、郷庄の唱を傳へず、江戸麹町山王の神領なり、靑梅街道村の南を東の方へつらぬく、井草村より阿佐ヶ谷村に達す、江戸四ッ谷への道なり。(大木戸より大約二里。)

(乘潴)

續日本紀、神護景雲二年、東海道按察使、式部大輔紀廣名等言、武藏國乘潴、豐島二驛、承山海兩路、使命繁多、乞準中路、置馬十匹、奉勅依奏。按ふに、乘潴はノリヌマとよむべきも、古書に乘剩相通用し、(剩田、剩餘を乘田、乘余に作る)アマヌマとも訓むべし。其豐島と相並びて、山海兩路の使命を承くとあるを思へば、地形上より武藏府と下總國の中間なりと推定せらる。其豐島は豐島郡豐島郷の地なれば、府中より東七里許、中間に一驛を要す、即乘潴なるべし。然るに此天沼の村たる、今は寂々たる籬落を見るのみにて、人馬停留の邑にはあらず。蓋中世より高井戸を以て府中と豐島の間驛とし、天沼は全く廢せしのみ。又延喜式に豐島を收めながら、乘潴驛を載せざるは誤脱歟、或は橘樹郡小高驛より乘潴に至り路程を、其後小高、大井、豐島と次第しければ、乘潴は別路と爲りて、延喜式に錄上せざる歟、猶考ふべし。又延喜神名式、多磨郡靑渭(アヲヌマ)神社も、乘を靑に誤りたるにや、神祇志料には深大寺(今北多摩郡)に在りと云へど、明證なし。乘沼と云ふも沼池に因めるごとし、今も一池ありて、其水東へ流れ、高圓寺中野の北を過ぎ、井頭川へ注入す。

新田郷(ニフタ)

和名抄、多摩郡新田郷、訓爾布多。○今詳ならず、近世諸書に布田宿に擬すれどいかにや。地形の上より推せば、高井高圓寺の邊に、一郷の布置を要す、故に此に新田の一郷を係けて、後の定めをまつ。

井草(ヰグサ)

今荻窪と合せ、井荻村と改む、天沼の西北にして、石神井(北豐島郡)吉祥寺(北多摩郡)の地に堺す。井草川は二條の野水東に流れ、各屈折三里許にして、井頭川(江戸川の上游)に會す。井草村は遲野井村と唱ふれど、方俗の俚稱なり、上井草善福寺池は靑梅道より南にあたりて、村の西の方にあり其廣さ南北三十間餘、東西八十間餘、廻涯蒹葭生し、流末は和田堀内村にいたり、井の頭用水に合す、此水を引て所々の水田にそゝぐ、下井草の妙正寺池に廣さ二段許、これも東へ流れ、鷺宮、江古田を經て落合村に至り、井の頭用水に合す。(新記)

荻窪(ヲギクボ)

今甲武鐵道の停車場あり、(中野と吉祥寺の間)田無

町へ一里半、新宿町へ二里半、豐多摩郡の西北隅とす。新記云、天正の頃まで、江古田、沼袋、田端、成宗の邊まで皆豐島郡の內に屬せしこと、其頃の檢地帳に見ゆ、之に據れば荻窪村は當時豐島多磨の郡界に在りしなるべし、寛文の頃まで、此地多くは廣野なりしを、所々新墾を爲して、村里を立てたりとぞ。

中野（ナカノ）

今中野町、人口七千、淀橋町成子の西に連接し、青梅（西多摩郡）への道路にあたる、內藤新宿を去る一里、甲武鐵道の停車場は驛北八町許に在り。

和陪駕中野韻、應教、　深尾　貝記

金鞍玉勒簇相逢、旌旆拂霞曙色濃、寺浴盛恩每溶露、桃花深處醉神仙、

中野寶仙寺、寛永十二年石燈籠の銘に、武州多東郡中野宿と刻む、〔遊囊賸記〕紫一本には、中野のさき札野より以西は、武藏野の原なりと述ぶ。○紫一本云、季經卿の歌に「武藏野の萩やすすきを折捨てて植て置かばや瓜やなすびを」とよみ玉ひし願の如く、今は田畠になりて、一むら〳〵の民家夥く、瓜茄子、蔬菜、大根、總じて野菜を、毎日馬にて江戸へつけ出す、遺佚は「月の入るべき山もなし草より出て草に入る」と云ひしを本歌として一首、「武藏野は名のみなりけり家續き軒より出て軒にこそ入れ」

新記云、新宿よりさきすべて昔の武藏野のことなれば、其中の村てふ意歟、また古へは上野、中野、下野、共に在りしが、其後上下の名は失して、中野のみ殘りしなりと云ふ、又堯惠北國紀行に「文明十九年、武藏野の中、中野といふ處に、平重俊といへるが催しに依りて、渺々たる朝露を分入て瞻望するに、何れこの草葉の末々も、只白雲のみ掛れるなかぎりと思ひて、又中やどりの里へ歸り侍りて、露はらふ道は袖よりむら消の草葉にかゝる武藏野の原」とあるは此塊歟、桃園はもと百姓郷右衛門が持ち、常憲院殿の代、元祿八年役命上地、御慈悲の犬小屋を設けられしが、寶永六年にいたりて此小屋廢せられて、地所はもとの如くに返し賜はり、其後享保年中、有德院殿屢此邊に遊獵ありし故、同じき二十年、土岐美濃守命を蒙り、御立場となし、其邊なる畑の畔へ、紅桃白桃其他を植ゑ附けさせられしより、春毎に花さき亂れたり、寛保三年、御立場に一丘を築き、諸大名この所に遊遨し、看花をなすべき地を開かせられしによりて、今に其所を字して大名山と云ふ、昔は暮春の頃、桃花盛りなる時は、貴賤遊行のもの少なからず、大に賑へりとぞ。○小田原役帳に、江戸中野正覺寺、七貫文、島津又次郎と載す、今中野の大字本郷に成願寺あり。天正十八年制札に、多東郡中野五日と云ふは、本郷、雜色、角筈等歟、

寶仙寺（ハウセンジ）

中野に在り、眞言宗、明王山無動院と稱す。江戸砂子云、寶仙寺々領一十三石、昔は大寺なりしが、天文の頃より度々の兵亂に破られ、開創の傳も失へり、境內より五六町外に、中野の塔とて、三重の寶塔あり、これも昔は一構の地內とぞ。

大久保（オホクボ）

今大久保村と云ふ、中野の東、井頭川を隔て、內藤新宿の北にして、其東南の地は牛込區へ入り、余丁町と云ふ。

新記云、大久保は古老の說に、昔北隣なる戸塚と相通して分別なく一村なり、當時文字も富塚と記せしとて、然れども正保の改には、大久保の一村のみ載せ、他の地名は收めず、元祿圖に至り戸塚村あり、富塚なりしを大久保と改め、元祿に至り又分裂せしか、今當所も宿內に雜揉せるを以て、古へのさまは多く變革せり、其始末は天正十九年、東照宮四谷邊に行し玉ふ時、大番衆の頭柳原小兵衞を召て、此近隣にて組のもの屋敷を給はる、却說宅地異の方に町家を造るべきの內命にて、諸商人を置く、是れ江戸武家屋敷に市店を作るの始なり、今村の地宿內に接せるを以て、北屋商店を開き、或は藝園ありて庭樹を生植す、村北に古街道あり、田畑の間を戸山の方に達す。○久右衞門坂は、東大久保と宿內余丁町の突堺にあたり、寺社數宇あり。幕政の末には、東西大久保の地、全く府內に收められしことあり。

戸塚（トツカ）

今戸塚村と云ふ、大久保の北にして、江戸川の南なれば、牛込區の早稻田町高田町と其地雜揉す。早稻田大學の如きも戸塚の管內とす、戸山陸軍學校も戸塚の中なれど、從前より宿內へ入れらる。元來戸塚は西偏なる上戸塚を本とし、下戸塚は往昔高田村の管內にやとも疑はる。

（富塚）

戸塚は富塚（トミツカ）とも書して、小田原役帳に「太田新六郎知行內、富子袋醍當、十一貫五百文、江戸戸塚內山中分」「恒岡彈正忠五百文、江戸牛込之內富塚」とのせ、當時互に記せしならん、かく古き村なれど、正保圖に載せず、當村あるべき邊に大久保村のみを記し、元祿の改めには、戸塚村、枝郷大久保新田、馬場新田、大久保村、枝郷諏訪と載す、されば正保の頃には、戸塚の地は高田村の管內なりしを、其後に自立擴張せる也。○新記云、高田馬場は村の西にあり、東西百八十間、南北二十六間餘、高田少將忠輝卿の母公、遊覽の地なりしかば、馬場となりし後もかく唱へ、隣村高田の故に負ひし名には非ずなどいへど、詳かなることはなし、按に寛永日記「十三年、高田に馬場を築かれ、畢下の諸士左右に分て鞭打あり」とみゆ、これ中頃荒廢せるを、更に修せられしならん、大坂御陣の頃、此馬場にて馬揃あり、是より先武田信玄、小田原北條を攻し時も、當所にて馬を乘りしなど云傳へたり、寶曆の頃より一圓に射場となりて、馬場は騎射いさゝかのみ殘れり、又當所にて流鏑馬の式を與行あり、これ穴八幡宮へ奉納の爲なり、今も除地にて濟

松寺持とす。

落合（オチアヒ）　今落合村と云ふ、戸塚の西、中野の北にして、井頭川、井草川此にて相合し江戸川と爲る。井草川の北邊を下落合と云ひ、南邊を上落合と云ふ、其下落合は小石川區目白臺（高田村）に連接すと知るべし。新記云、落合とは神田上水の溝渠と、井草川の落ちあふ所なればかく名附けしならんが、已に永祿中の小田原役帳に「與津加賀守知行、二十貫文、江戸落合」「太田新六郎知行内、寄子衆配當、十貫五百文、江戸落合」とあり、之れに據れば上水開けざる前、既に井の頭より流出せる川ありしと見ゆ。

葛谷（クツガヤ）　今落合村の大字とす、小田原役帳に、高田内葛谷岸分、一貫二百文と云ふ是也。

野方（ノカタ）　舊領名なり、今落合の西なる新井、沼袋、江古田（エゴタ）、鷺宮（サギノミヤ）などを合せて野方村と云ふ。井草川の左右にわたり、北は中新井村（北豐島郡）南は杉並村に至る。新記云、野方領は多摩郡の東端にあり、屬する村數すべて五十四村あり、其四境は北より東までは入間郡、及び新座郡に界ひ、南は世田ヶ谷、府中の二領に接し、又南より西へめぐりては、武藏野新田と山口領の村々に及べり、其廣狹の凡をいはゞ、東西は四里半許、南北は二里半にすぎず、土人の常談なる野附（ノツケ）或は野方などゝ唱へしより起りて、これを採りて野方領とも號せしなるべし。
近世野方領と云へるは、豐島郡四十村、多摩郡五十村にわたり、武藏野の方の義たること瞭然とす。されば多磨郡より起りて、本郡に及ぼしし歟。豐島郡にては千駄谷、角筈、落合、戸塚、大久保、練馬、板橋などを籠めたり。多磨郡には田無（清戸、久留米）平禮、吉祥寺にわたれり。

沼袋（ヌマフクロ）　今野方村と改む、落合の西一里。○新記云、沼袋邊を野方領と稱す、文明八年四月十三日、太田道灌、江戸より打て出て、豐島平右衛門が平塚の城を取り卷き、城外に放火し、夫より江古田（エゴタ）、沼袋に馳向ひ合戰せしこと、鎌倉大草紙に見ゆ、されば文明の頃より已に此地名あり、鎌倉九代後記等にも此ことを載す、思ふに古は人家も稀にして、渺々たる原野なるべし、されば古戰場の跡と云ふも、今に傳ふるにやと、土人に尋ねしも、其地を辨せず。（北條役帳に、江戸鷺沼（サギヌマ）、十二貫文、江古田五貫文などある鷺沼は、今の鷺宮（サギミヤ）なるべし。

（江古田）（鷺宮）

荒墓郷（アラヘカ）　和名抄、豐島郡荒墓郷、訓安良波加。○今詳ならず、豐多摩郡の北部、並びに北豐島郡に古郷名の配當を缺きたる所あれば、それに擬すべき歟、即野方領より石神井の邊なり。一説、之を都府内なる大塚に同じとすれど、形勢符合せず。史學雜誌云、荒墓郷は即大塚の地にして、駒込巣鴨の邊に及びしならむ、後荒字を忌み之を改めしなり、荒字を忌て好字に改むる例は、飛驒國荒城郡を吉城郡に改むるが如し、駒込邊より掘出せし古碑に、荒墓郷と記せし事、太田南畝の一話一言（卷十六）に見えたり。○按、大塚は小日向に連接し、小日向は日頭郷なれば、此間又荒墓を容るゝ能はず、駒込の邊に古碑を堀出せりと云ふも、浮説を擧げたるにて、信證に取り難き者のみ。

北豐島郡

北豐島郡（キタトシマ）　豐多摩郡の北にして、荒川（隅田川の上游）を以て其東北を限り、西は新座郡（シンザ）（今北足立へ併す）に至る。東京の北郊にして、奥州街道中仙道の二口を控へたり。今面積凡七方里、人口九萬、板橋町に治す、四町十六村。
北豐島は、明治十三年の分立に係り、近世岩淵領、峽田（ハケタ）領の諸村とす。分立の當時は南豐島てふ對比の名ありしも、後南豐島は廢止し、北豐島のみ存す。

豐島郡（トシマ）　明治十三年南北に分ちしが、後南豐島廢止せられ、北豐島郡のみ存す。和名抄に止志末と注し、七郷に分つ、中世秩父平氏の一族此に在邑し、江戸氏と稱し、又豐島氏あり、同族に出づ、並びに鎌倉殿の家人と爲り、當時に名あり。東鑑、仁治二年の條に「爲以田地、博奕賭物事、於件所者、可被召放之由被仰定、是大宮三郎盛員、與豐島又太郎時光、相論武藏國豐島庄犬食（イヌカム）名」云々、郡内に豐島庄あり、蓋後の王子豐島の地にして、江戸氏の江戸庄に對せし者ならん。又延喜式に豐島驛あり、蓋は中世の江戸平川村にあたる。近世は荏原郡櫻田、荏原二郷の地をも本郡に合したり。
新風土記云、當國秩父別當平重弘の子、重綱始て江戸氏と號す、其子重長は江戸太郎と稱し、源頼朝に仕ふ、今の府城の地に住せし事知るべし、重長又國衙の諸官人に、頼朝の意を傳へし程なれば、國中有勢の者なること知るべし、又當時豐島權頭清光と云ふ者あり、秩父別當武基が庶子、次郎武常が子孫にて、江戸と一族なり、是又郡中豐島村に住して、其邊を領せり、鎌倉管領の時に至りては、扇谷の上杉修理大夫定正の老臣、太田左衛門大夫持資入道々灌、江戸城を築き、城代として自之に居る、當時當國の鎭とする所は、江戸、川越の二城なり、大永年間、北條右京大夫氏綱、江戸を取てより、後六十餘年、小田原の抱持となりしが、御當家打入の後は、郡内すべて近郊にて、御料私領打錯れり、今東南の方は皆府内に入り、城邑市店にて、繁華比倫なし、西北の方も年を追て百姓町家數多出來して、寛文の頃より追々町奉

行の支配となり、正德年中に至て多く殺て町方の支配に屬し、其後に至りても町並につゞきたる田畑を、追々潰して新に町家を建てし分、同支配に加へられしもの若干あり、是を年貢地町並と稱し、貢稅の事は書に依て御代官進退す、此餘御府内近き村民等、物商ふべきことの免許を得、農隙の業とするものあり。

(神石)

石神井(シヤクジイ)

今石神井村と云ふ、井草（豐多摩）の北にして、本郡の西端なり、故に内藤新宿より田無、青梅、所澤への往來、村内に係れり。水流あり、謂ゆる石神井にして、野中に涌出す。石神(シヤクジ)とは俗通釋氏、杓子にも作り、石を神實とせる祠の謂にて、此なる下石神井の北原に其社あり。今も額に石神と題し、石棒を奉安す。其石は秩父緑礬の類にて、長さ二尺三寸、蓋其一端は折缺したる者にして、左右相應せず、横斷面は橢圓、長徑四寸許。〔人類學會雜志〕されば此石神祠の邊なる、池より出づる溝渠を、石神井と呼び、村名にも轉じたること明白とす。〇新風土記云、石神井村は昔三寶寺池より石劍出でしかば、里人一社を營み石劍を神體と崇め祀れるより、神號をもて村名とせしと云ふ、社は今下石神井村にあり、鎌倉大草紙及び村内三寶寺の緣起等に據るに、當所は豐島氏累世居住の地なりしが、文明年中、太田道灌の爲に亡び、其後太田新六郎の所領となれり、小田原役帳に、江戶石神井と見え、其後此邊戰爭の街となり、田宅廢せしを再び開墾せりと云ふ、三寶寺池は即石神井川の水源なり、古は大さ方四五丁餘もありしが、次第に狹りて今は東西六十間南北五十間餘となれり、水面清冷にして、如何なる久旱にも水減ずることなし、傳說に多摩郡善福寺池と水脈通ぜりと云ふ、池中多く蓴菜を生ず。

三寶寺(サンバウジ)

下石神井の池畔に在り、板橋驛の西三里、井草の北一里。〇新記云、三寶寺は昔鎌倉大樂寺末也、本尊不動尊、傍に聖德太子作の正觀音を安す、新義眞言宗、龜頂山密乘院と號す、寺傳を閱するに、應永元年權大僧都幸尊草創す、文明九年太田道灌豐島氏を滅せし後、其城蹟へ當寺を移せりとぞ、かゝる舊刹なりしかば、天文十六年元の如く勅願所たるべきの免狀を賜ひ、永祿十年現住尊海を大僧正に任ぜられ、又北條氏よりも寺田を寄付し、制札等を與へて歸依淺からざりしかば、御當代に至りても先規に任ぜられ、天正十九年寺領十石の御朱印を賜れり。

土支田(ドシダ)

今石神井村へ合す、下石神井の北にして、新座郡堺に居る、板橋の西二里餘。小田原役帳に「太田新六郎知行、當子歲配當之內、六貫五百文、江戶土支田、源七郎分」と載す。井の頭池あり、即白子川の源なれば、神田上水に異なり。

石神井川(シヤクジイガハ)

三寶寺池に發し、東流、田柄(タガラ)川（田無用水）を合せ、板橋驛を經て王子村に至り、荒川へ入る、長さ四里。新記云、石神井川は三寶寺池より流出す、又關村溜井の下流も、此川に合して一條となり、下練馬村に掛りて、近村の用水となり、下板橋宿字根村に堰樁を設け、北の方に引分ち、十條村に達する一條を根村用水と號し、上條、神谷、稻附、岩淵、下村、板橋の六村に注ぐ、本流は根村より東北に流れて、瀧野川村に入り、王子金剛寺峽下にて、石堰を構て三派に分つ、一派は南流して二十三ヶ村組合用水、一派は北流して豐島十條王子三村用水となる、本流は東の方梶原、堀之內、豐島にかゝりて荒川に入る、王子村內にては王子川と稱す。

練馬(ネリマ)

今上練馬、下練馬の二村に分つ、石神井の東にして、其下練馬は川越往來にいたる、石神井川、田柄川（田無より來る玉川上水の一派なり）を灌漑に供す。新風土記云、練馬は野方領松川庄と唱ふ、俚俗の傳ふる言に、往昔茫々原野なりし頃、篠葉と云ふ浪士來り住し、近國の牧場の馬を盜み來り、此野にて調練し他に鬻ぐを業とし、後浪遊の徒を呼び集め、此地を開墾す、よりて練馬の名起れりと云ふ、今は蕪菜、蘿蔔を名產とす。〇又云、練馬城趾、村の南にあり、土人或は矢の山と云ひ、鎌倉大草紙に「文明九年正月、長尾景春一味には、武藏豐島郡の住人、豐島勘解由左衛門（按に泰經）同弟平左衛門、（按に泰明）石神城練馬城を取立、江戶川越の通路を取切、四月十三日、太田道灌江戶より打て出て、平左衛門が平塚城を取卷、城外を放火し歸る所に、勘解由左衛門石神城練馬城より攻來り、道灌と江古田原沼袋にて合戰し、平左衛門を始として、一族百五十人打死す」と載たり、北條役帳に「中村平次左衛門、三十八貫文、江戶練馬曾前方、及金曾木、百貫文、江戶練間」「島津孫四郎、十四貫文、豐島之內淸光寺分、練間にも有之、忠村にも有之」と見ゆ、正保の改には上下二村とす、日本橋より四里。

赤塚(アカツカ)

今赤塚村と云ひ、成增、德丸などを併す、練馬の北にして、西堺は新座郡（今北足立郡へ入る）に接し、北界は荒川に至る。板橋より川越に向ふ驛路に係り、郡村堺に矢川流れたり。新記云、赤塚村泉福寺、暦應三年の鐘銘に豐島郡赤塚と載せ、其後郡名にも唱へし事は、應安元年の文書を證とすべし、鎌倉大草紙、康正二年、千葉自胤武州赤塚に移る云々、又北條役帳に「八十貫文、江戶赤塚六村、千葉殿」と見ゆ、此六村は今の上下赤塚、德丸、脇村、四ッ葉、成增なり、下赤塚村松月院の門前に塚あり、土人士跡と唱へ、塚上に伊勢白山を祀る、近き頃までも鳥居に赤塚と記せる古額ありしなど云へば、此塚で村名の因て起れるものにやと云へり、阿彌陀堂、土俗大堂と稱す、

（泉福寺）

緣起の文に據るに、此堂の起立は建武延元の頃、七堂伽藍の莊嚴あり、故に大堂と號す、其頃泉福（センフク）、眞福の兩寺大別當たり、上六坊下六坊と稱して、十二の脇坊あり、後世寺坊衰滅し、今寺家の小名の殘れるは、彼脇坊の遺名なるべし、眞福寺は廢して、今泉福寺此堂を進退せり、鐘樓暦應の古鐘をかけ置き、長五尺、口の渡り二尺二寸許、

武藏州豐島郡赤塚泉福寺、眞福寺、兩寺鐘銘、靈沉潜之幽勢、破衆生之大夢、莫先於鐘也、武州豐島、彼兩寺者、前朝全盛之時所建、具體古招提也、（中略）武之豐郡、州之重鎭、崇斯福山、寘我彦倭、（中略）暦應三年庚辰、四月初八日、筆執三位親慶、大工半次五郎行次、勸進沙門治部阿闍梨快賢、

（松月院）

松月院（ショウゲツ）、禪宗、曹洞派、寺領四十石は天正十九年御朱印を賜へり、開山壘英慧翁、永正元年寂す、開基千葉介自秀、法名松月院南州玄參、境内に其墓あれど、後年建しものなるべし、其自秀と云へるは、千葉系圖等に所見なし、恐くは自胤の誤ならん、千葉氏の城址は、村の西北にあり、荒川の水涯十町を隔て、今は堀のみ殘り、山林白田となれり、城山と呼ぶ、鎌倉大草紙に「千葉介實胤、市川の城に楯籠り、成氏と數度合戰して、康正二年正月十九日沒落し、實胤武州石濱へ落行、自胤武州赤塚へ移る、兩總州の兵とも大半成氏へ降參す」と見ゆ、是より世々千葉氏居住し、小田原役帳にも當所千葉氏の所領たりし事を載す、其廢城となるは天正十八年の頃なるべし。

成增（ナリマス）　今赤塚村の大字とす。新記云、文書曰「可令早高麗四郎左衛門入道希弘、領知武藏國赤塚郷内石成村半分事、右任先例、可令領掌之狀、如件、應安元年五月」按するに成增の古名を石成（イシナリ）とす。

德丸（トクマル）　今赤塚村の大字とす、德丸原と云ふは、東は志村原に連なり、北は荒川に至る。德川幕府の北に、旗本諸家火砲の術を學習する者、往々此原に試み、今の射的場のごとし、當時東西十三町、南北八町と稱したり。原中に姥塚、雛塚など云ふ小丘あり。

（中新井）

千川上水（センカハ）　玉川上水の一派にして、保谷（ホヤ）村に分れ、本郡石神井、中新井（ナカアラヰ）、長崎の村内を貫き、巣鴨庚申塚の溜池に入る、溝路凡五里六町。以下埋樋と爲り、府内本郷區邊の上水に供せらる。此溝渠は初め元祿九年に起立せしが、爾後興廢一ならず、專沿道の灌田に用ゐられたり。明治十三年稍修理を加へ、又市巷の間へ導かる、受給人口凡二万。

新記云、千川上水は新座郡保谷村にて玉川上水を分派し、本郡巣鴨村まで行程六里餘堀割ありて、庚申塚邊より本郷、湯島、淺草邊に通せり、是元祿九年起立ありし所にして、小石川御殿、湯島聖堂、東叡山、淺草御殿等へ掛りし上水なり、多磨郡仙川村の人、台命に依り其事を奏功しければ、仙川上水と呼ばれたり、然るに此上水享保七年廢せられて、最寄村々の用水に賜ふ、明和六年再度此事を起し、安永年中落成して、庚申塚より駒込、本郷、湯島、下谷、淺草邊まで掛りしが、便ならざるを以て、天明六年又廢せらる。

（椎名）

長崎（ナガサキ）　今長崎村と云ふ、中新井の東にして、落合（豐多摩郡）の北に接す、民戸連檐の邊を椎名（シヒナ）町と字す。長崎村に、天文二十年の銘ある板碑あり、上に梵字を刻み、奉庚申供養逆修と大書して、人名十餘を細書せり。○新記云、長崎村は日本橋より二里半、雜司ヶ谷村より練馬村に通ずる往來あり、北條役帳に太田新六郎知行十七貫文江戸長崎と見ゆ、鼠山（ネズミヤマ）は村の東南にて、下落合村に隣れり、山とはいへど芝野なり、濶さ東西二丁許、南北一町餘、椚の古木ありし故、或は椚山とも云ひ、今も若干株殘れり、享保十二年收公せられて、春秋騎馬勢子調馬の地と定めらる、北の方に御立場跡あり。○天保紀事、飛鳥川云、天保度に大奥の局の願にて、悲田派制禁の谷中感應寺を再興ありて、此雜司谷鼠山へ大堂を御建立にて、池上本門寺末とし、谷中なれば其儘居ゑて天王寺に改む、されば其材を運びて頗る大伽藍となる物から、農家忽に料理茶店とかはり、會式夜籠り師走の頃、漸々繁華の兆を顯はす中、御世推うつり水野越州侯益の土木なりとて、斯まで御取立の大寺を悉く壞捨て、本尊は本門寺へうつさる。

（鼠山）

高田（タカダ）　今高田村と云ひ、雜司が谷を併す、長崎、落合に東にして、府内小石川區に連接す。村西に目白停車場あり、赤羽品川鐵道之を經由す。高田八幡、高田馬場など、江戸川南方の地は、近世分れて戸塚村、及び府内（高田町、馬場下町）へ入る。姿見橋は江戸川に架し、南北の通路とす。

（目白）

目白（メジロ）臺とは、高田村より關口臺までを總ぬたる丘陵の汎稱にして、音羽九丁目に至るまで街路、凡三十丁。文政元年江戸朱引圖に、江戸川北の高田を下高田と云ひ、府内に收めたり、されど上高田は懸隔して西方一里餘に在り、近世は野方領内に屬したり、本來廣き總名なりしに似たり。○新記云、下高田村は日本橋より行程一里半、高田とは當郡及び多磨郡にも跨り、古は上下の別なく、通して高田とのみ稱せり、小田原役帳に「赤澤千壽十五貫文、江戸高田内与中村平次郎十三貫文、同所内与太田新六郎知行三貫文高田内赤澤分、七百文高田濟田分、同人私領寄子衆配當一貫二百文、高田内葛谷岸分」等みえて、殊に大村なり、其後上下二村となり、葛谷の分村せし年代も詳にせざれど、正保改の國圖等には既に今の如く分ちて、上村を多磨郡に屬し、下村を當郡に屬せしむ、上水堀は村の南を流る、面影橋、上水堀に架す、長十間の土橋なり、姿見橋は面影橋より北の方なる用水堀

に架せる小橋なり、此橋の事は舊事若話、南向茶話等の俗書に、奇怪の說あれど、今土人も嘗て傳へざる所なればこゝに載せず。(紫一本には押懸橋といふ)

雜司谷（ザフシガヤ） 今高田村の大字とす、音羽護國寺の西にして、目白臺の北なる低地とす、文政元年江戸内外圖には朱引内に入れり。(新記云、雜司が谷は昔法明寺の雜司料なりしゆゑ、村名起るとも、又小日向金剛寺の雜司料なりしとも云ひ、藏主谷、僧部谷、曹子谷など區々に書しが、今の字を用ひしも古き事にて、小田原役帳に見ゆるごとし、鬼子母神堂、天正六年棟札に雜司谷（ザフシガヤ）に作る

(雜司谷)

法明寺（ホフミヤウ） 雜司谷に在り、護國寺の西半里、東鑑に載せたる道場と說けども、寺傳湮没しければ信じ難し、寺中の鬼子母神は日蓮宗徒渇仰の淫祀なり。

紫一本云、目白のさき雜司谷は、鐘の銘に僧司谷とあり、元の寺は法明寺といふ、六老僧の御影あり、今は東陽坊といふ、鬼子母神の社あり、其境道に茶屋あり。(新記云、雜司谷の法明寺は、威光山と號し、今は日蓮宗なれど、往時は眞言なりとも天台なりとも說き、東鑑治承四年の條に見ゆる、威光寺即是なりと云へり、按に「治承四年十一月、武藏國威光寺、依爲源家數代御祈禱所、院主僧增圓相承之、僧坊寺領如元彼不免之」、又元曆二年四月の條に「武藏國威光寺院主長榮、學行日夜不怠、平家滅亡畢、有御感沙汰之處、寄小山田太郎有高、致押領寺領之由、捧去年九月所給御下文、所訴申也」と見えたり、正嘉元年の頃、時の住僧[illegible]律師、駿河岩本にて日蓮の法義に皈伏し、直に弟子となりて名を日源と改め、當寺を法華宗門の道場となしかば、今日源を以て開山とす、本尊釋迦及び千體佛を安す、仁王門仁王は運慶の作と云ひ、普通の像とは異なり古色にみゆ、寺中大行院、古は東陽坊と號して小菴なりしが、鬼子母神の繁榮に隨ひて、次第に寺格も進めり、當院に小幡勘兵衛景憲、及び弟子杉山八藏盛政の像あり、世に甲州流軍學中興の祖と稱せらるゝ人にて、寛文年中に、師弟共に死し此に葬る。(江戸砂子には法明寺を威光寺の古跡なりと云ふ說なし、寛政後の諸書に多く見ゆ、多磨郡矢野口の穴澤威光寺を參考すべし)

鬼子母神堂（キシモジン） 法明寺の南に在り、元村民の祭る所なれど、法明寺にて之を守る、天正六年棟札に鬼子母神十羅刹女社と題す。(江戸砂子云、法明寺々領十石、鬼子母神の靈驗いちじるく、參詣常に群を成す、護國寺と法明寺の間の田中に、星跡清水あり、傳へに曰く、鬼子母神出現の地にて、夜每に星降りしを怪みて、彼神像を探り得たりと、日[illegible]坊今の地に堂宇を建て安置す。○新記云、鬼子母神社は雜司が谷村の鎮守なり、今圓滿具足神大黒天を配祀せり、相傳ふ、當社造立の由來は、永祿四年村民あり、村内小名清土の畑中より、一の佛像を掘出し、法明寺の東陽坊へ納めて安置せり、其後僧俗ともに參詣するもの夥し云々

(清土)

巢鴨（スガモ） 今巢鴨村、巢鴨町の二に分つ、雜司谷豐島岡(護國寺)の北にして、監獄あり。府内小石川、本鄕二區の邸宅と相雜る、其巢鴨は本鄕駒込より板橋驛に至る間にあたり、民戸は街道に沿ひ村を連ね、即中仙道口なり、(巢鴨（スガモ）より分てる原町駕籠町等は小石川區へ入る)古書菅面に作る、

(菅面)

新記云、巢鴨村は中興治亂記に「康安元年、芳賀伊賀守高貞、武州板橋原に打出ければ、上杉兵庫頭憲將、同兵部少輔能憲大將として、千葉介氏胤（ウヂタネ）等三千騎、是も武州巢鴨に陣取云々とある地なり、谷端川は北の方[illegible]之川三軒屋とて板橋、巢鴨の間の飛字なり、の方より來る、即小石川の上流也。)巢鴨は永祿役帳に菅面に作る、曰く「菅面之内中丸、壹貫二百文、箱田彈正」と、今も中丸（ナカマル）の大字あり、又小字に大根原（オホネハラ）あり、是も同書に「江戸大根原、二貫五百文、太田新六郎」云々、染井藤堂氏舊別莊の西なり。

染井（ソメヰ） 今巢鴨町へ併せらる、町の北にして、瀧之川村の南とす。元祿以來累世名高かりし園藝匠伊兵衛の家あり、又藤堂家(安濃津)の別莊、造江氏所管の藥園ありしも、近年皆廢亡す。○砂子云、染井の躑躅花は名木にあらず、植木屋にて多く作りて賣出す、云々。うけらが花云、神無月の八日の日、安濃の津の君の染井の莊へまかり、紅葉を見てよめる、

世の秋の色をのこゝにとゞめけむ千入染めの里のもみぢ葉、　　橘千蔭

染井なる藤堂家別邸は既に廢して僅に跡を留む、惟見る草樹雜生し、或は鋤て菜園とするもりあり、卯之邸の南西部は、往年已に上收し、東部は近頃割て岩崎邸(岩崎氏)に併せしなれば、今存するものは僅に其北部のみなるべし、門を入て南すること凡二百餘歩にして、竹樹の間に入る、飛石を傳ふる一條の徑路あり、石像は二三十歩づつ隔て、其左右に安置す、佛像鬼神凡十一躯、外に石塔石燈各一基あり、舊時は園内諸處に安せしを、近時此處へ聚めしといふ、此外に石造獅子の香爐、及び垢離伽羅額等ありしと聞きしが、今は皆存せず、獨鑄の巨盃(或は水盤なりともいふ)大さ七抱ある者は、維新の後に朝廷へ獻せられて、今は延遼館に存するとぞ、是れ文祿征韓の役に、高虎朝鮮の俘來るものなりといふ、又厚さ五寸許の銅扉ありて、これも高虎慶川の戰に獲たるものにて、背に銃丸の痕ありしといふ、此銅扉の圖は近聞雜錄にも見えたり、今本所緑町の邸内に在りと、かゝる異品を集められしは、皆高虎朝鮮のときのものなり、(延寶の北から)當地は六萬六千坪、(江戸會誌)

上駒込（カミコマゴメ） 今巢鴨町へ併せらる、染井の東北にして、駒込(本

郷區）より西が原、飛鳥山に至る路邊とす。其坂坡を妙義坂と呼ぶ、上州妙義山神を勸請せる小祠あり。

新記云、文明三年五月、足利成氏古河より葛西に出張して、上杉と對陣、然るに上杉は鎌倉に退て、長尾太田等、同六月古河を攻落し、成氏千葉に走る、此出陣の前、太田道灌妙義社へ神馬寶劔を捧て祈念し「雲拂ふ此神垣の風の音、道灌、草をも木をも吹しほり行、雅信」云々、雅信は太田が近臣樋口與三郎なり、又板碑一枚あり、是れ恐くは後人の作せしなるべし、長八寸餘「曆應□□□八月日、白鳥宮」と彫せり。

池袋（イケブクロ）　今巣鴨村へ併せらる、雜司谷の北、長崎の東にして、板橋町に近し。

人類學會雜志云、池袋村貝塚、曲玉一個、丸玉二個を發見したり、元來池袋村は府下貝塚中に於て、最も多く石鏃を出す地なるが、此近傍は夥しく石鏃の屑散布し、或は此所にて石鏃を製造し、又曲玉丸玉の如き粧飾品をも造りしにはあらざるか、猶探るべし。

廣岡郷（ヒロヲカ）　和名抄、豐島郡廣岡郷。○今詳ならず、板橋、練馬、赤塚など、頗廣平の地なれば、其れなるべし。續日本紀に「靈龜十一年、武藏國新羅郡人、沙良眞熊等二人、賜姓廣岡造」とあるは、此郷名に取れるなるべく、其新羅郡は後の新座郡にて、板橋以下の地が、直に新座郡に連接するは、廣岡の古名を判定するの一證とも爲すべし。又和名抄廣岡の下に餘戸とあるも、蓋廣岡の餘戸郷にして、此に附近せる諸村里に比擬するを得ん。○新風土記に、廣岡はヒロヲとよみ、麻布諸谷の邊なる廣尾ならんとの一説を載すれど、廣尾は古の荏原郡内なるべければ相混し難し。再考するに、板橋觀明寺門前を平尾（ヒラヲ）町と云ふ、蓋板橋宿の古名にして、即廣岡の訛か、瀧之川、巣鴨へ隣比する地也。平尾、廣岡其名義も相同し。

（平尾）

板橋（イタバシ）　今上板橋宿を上板橋村と云ひ、下板橋宿を板橋町と云ふ、人口合せて一万二千、北豐島郡役所在り。○板橋は中仙道口の首驛にして、浦和、大宮に向ふべし、西北に分れ上板橋より川越に至る別路もあり、日本橋をさる二里半。（赤羽品川間の山手鐵道經由す、驛南に停車場あり、巣鴨に近し）近年火藥製造所を置かれ、其工廠并びに倉庫ありて廣大なり。

板橋とは驛北なる緣切坂、石神井川の架梁によりて起れるならん。源平盛衰記、義經記等、治承四年頼朝隅田川を渡りし條に「ふと井、隅田兩河を越えて、板橋に着し」とみゆ、又中古治亂記に、應安元年正月六日、芳賀兵衛入道禪可が子、伊賀守高貞、武州板橋原に打出とあり、ふるき名なるを知る。江戸開府の後は、中仙道の首驛と爲り、且信越往來の人馬を繼立てたり。○新記云、板橋城址、今舊蹟詳ならず、鎌倉大草紙に、板橋城と載せ、小田原記に板橋肥後守當城に住して、千葉次郎に屬すと見えたり、又松隣夜話に「永祿四年、松山の城主北條安房守、板橋と云處に鷹野に越し逗留したりけるに、太田三樂三千餘騎にて暫時に乘取り畢ぬ」ともあり、此時廢城となれるにや、驛中の古刹は、安養院、眞言宗、本尊彌陀は紅頗梨形と號す、天永、貞治、文明の古碑などあれば、古刹なること疑なし、什寶釋迦像一龕、堂中に安置す、赤栴檀を以て毘首羯磨が作る所と云ひ、種々の彫鏤あり、東光寺は丹船山と稱し、元は船山に在り、船山今松平加賀守下屋敷へ入る、境内に曆應、貞治等の古碑あり、日曜寺は眞言律宗にて、康平年中源義家再興と説くも、正德の頃に開きたる者にて、田安家より多くの寄附ありし耳。北條役帳に「板橋又太郎七貫文、江戸板橋内毛呂分、太田新六郎寄子衆配當の内拾二貫文、江戸板橋大炊助屋敷板橋分、三貫三百文同所内大谷口同人分」とあり、毛呂、大谷口の二、共に小名に殘る。

緣切坂（エンキリ）　舊名岩（イハ）の坂（サカ）といへり。○新記云、岩の坂街道にあり、古はイヤの坂と云ひ、後岩と改め呼びしと云ふ、緣切榎は岩の坂にあり、圍み二丈許、樹下第六天の小祠あり、則其神木なりと、世に男女の惡緣を離絕せんとするもの、この樹に祈る、故に嫁娶の時は、其名を忌みて其樹下をよぎらず、よりて近き年樂宮御下向の時も、他路を御通行あらせられしなり。（樂宮下向の前、寛延二年五十宮下向の時、此路を忌避せられ、文久元年和宮降嫁の時も同じ）

志村（シムラ）　今志村と云ひ、板橋の北に隣り、其荒川の岸に至るまで凡一里半、古の戸田の渡なり。大字蓮沼（ハスヌマ）と云ふは卑濕の地にして、前野、西臺、中臺（ナカダイ）などは爽塏に居る。

（蓮沼）　（中臺）

新記云、志村は相傳ふ往昔堀之内と云ひしを改むと、然れども北條役帳に、太田新六郎知行百三十三貫二百文、江戸志村とあれば、後の名にもあらず、道生沼とは村の西北の方にあり、長四十間横三十間、古へ荒川此所を流れしが、水流變して後沼となれり、沼中に三ッ井戸と云ふあり、固よりの井にて、其深幾許なるを知らず、度々の水溢に埋るべきに、古來涸らざるは奇とすべしと、ものに見えたり、道生の名の起る故は知らず、古城蹟、村の西境にあり、廣さ方一町半、高き處にて古松數株繁茂し、熊野權現鎭坐す、東方から堀の蹟少く殘れり、延命寺の傳へに據れば、往昔篠田五郎住せし所なりと、或は千葉氏支族の居りし所とも云へり、其詳なること傳へず、此を堀之内とも呼べり、志村原は東西一里南北二十町、享保中に將軍家雉子の追鳥狩ありし郊野とす、西は德丸原につらなれり。

前野（マヘノ）　今志村の大字とす、小田原役帳に、江戸前野三十一貫文と載す。

龍福寺は志村の大字小豆澤（アヅサハ）に在り、古板碑の多さを以て

（小豆澤）

好事者に知らる、眞言新義宗、荒川に臨める斷崖にて、七七子塚といふ。○龍福寺の板碑は、建長七年（成善、建長七年三月日、孝子等敬白）の者、長六尺巾一尺五寸厚二寸五分、弘安の者（上下斷折す）延慶二年、建武二年卯月、同八月、同三年、康正三年等の數枚あり、又隣村袋（岩淵）の眞頂院にも、元德、文明の銘ある碑あり。

岩淵（イハブチ）

舊領名にし、豐島郡荒川の一岸より、王子新堀近傍までの諸村を、廣く岩淵領と云へり、然れども其赤羽の荒川渡口に、特に岩淵本宿の名あるを思へば、本宿より起りし領名なるべし。今本宿、赤羽、神谷、稻附、袋などを合せ、岩淵町と云ふ、人口五千五百。志村の東、王子の北にして、對岸は川口宿（足立郡）なれば、鳩ケ谷、岩槻に至る街衆に當る。小田原役帳に、太田新六郎知行、江戸岩淵五村百八十五貫文と記せり。鶴岡神主大伴氏所藏文書曰「武藏國豐島郡岩淵關两寺、爲稻荷社造營料、如元一圓寄附之狀、如件、正長二年十一月、持氏花押」又同所藏文書、某年五月六日、某氏行宗の狀に據れば、同社修理の要脚、岩淵橋賃を寄らる、同年より遣畢までの闕とせし事もあり、按ずるに岩淵關と云ふは今岩淵町舟渡の運なるべし、此橋錢て寄し又廢絕せし始末、土地にても傳へず〔新記〕

赤羽（アカバネ）

又赤羽根に作る、今岩淵町の大字とす、舊中山道あり、東北鐵道幹線上野より是に至り（八哩）市内を迂回する山手（ヤマノテ）線（品川に至るもの）と相會し、東海道幹線に連絡を成す、品川にさる十二哩、近衞師團東京師團の工兵々營も在り。

岩淵之內、赤羽根八幡領之事、合壹貫文之所者、右爲社領、如前々閣之候、且は私之修理をも加可申、萬一自分を爲ホ、無沙汰に付而は、可放取者也、仍而如件、

天文廿年辛亥十二月廿八日　太田新六郎康資

八幡禰宜、朝日與五右衛門殿

赤羽八幡宮に古鏡二枚、古鋼鑑四枚、獅子頭一枚、太皷一枚ありし由、新風土記に見ゆ。

靜勝寺（ジヤウシヨウジ）（稻附）

稻附（イナツケ）にあり、太田道灌の肖像を置く、即此を道灌入道が築ける靜勝軒の遺址と説くは疑ふべし。蓋道灌の裔孫久く岩淵志村等を知行しければ、其由緒にて道灌の事を説くも、實は道灌死後の道營なるべし（紫一本に當寺に作る）靜勝寺は江戶城中に置れし者とす。○新記云、靜勝寺、禪宗曹洞派、開山雲綱、永正十三年寂す、寺傳に「當所は太田左衛門大夫資長、壘を築きし舊址なりしを、其世の孫備中守資宗、壘跡の地を寺に附し、道灌及び其父備中守資清の法諡に取て、自得山靜勝寺と改む」と、今も境內地形高くして、門前に石階四十八級あり、又境外內の方は低く、[illegible]、鶴が擧など唱ふる所は、當年の堀跡なり、されど道灌（資長）此地に於て壘を築き、其中池に臨て寨あり、靜勝軒と名付くなど記せしは、皆妄說なり、靜勝寺の南なる普門院、舊眞言宗、本尊正觀音、外に阿彌陀の銅像を安す、彌陀は何の年にか、村內香取社の後なる岩窟中より出現す、寛治二年の銘ありといへど明據なし、境內に建武、應治、[illegible]等の古碑あれど、もしくは是等に充つきて云ひ出せる說にや、中興賴俊、文明十八年寂す、寺中に古碑の類あり、其後戰亂に廢壞せり。

王子（ワウジ）

今王子村と云ふ、瀧野川の南、本村の東二十町、石神井川の末にあたり、荒川に臨めり。近年（慶應の比、造砲の熔鐵爐を置かんとせられしが、成就せず）抄紙、紡績等の大工場此に立てられしより、田村變して街巷と爲る、人口八千、上野へ四哩。

新記云、王子は往古岸村と唱へしと、是川の岸に臨みし地なればなるべし、其後熊野若一王子を勸請せしより、王子村と改むと、王子社傳に、康平中源義家奧州征伐の時、社頭に金輪佛頂法を修せりと云へば、大抵推知すべし、義經記には武藏國王子板橋の地名見ゆ、又王子社の經卷中に、活字本第三百四十九卷に「奉施入、武州豐島熊野權現御寶前、文保二年、戊午初秋、大施主右衛門尉平行長敬白」と記す。

王子神社（ワウジ）

王子村の西、石神井川（此に瀧の川と云ふ）の北なる林間を占め、今は下公園の一に列す。○林羅山日光紀行云、王子祠者、大樹于田之時、所憩休而獻馱餉也、有鈎命、新營之、俗傳、熊野權現勸請于茲、未詳其權興云爾、夫神佛已混同、本非本、迹非迹、日月證明如來、有八王子、大通智勝佛、有十六王子、種々變現、教化衆生者、佛書論之神通也、所以熊野有王子之號、謂之應身長者歟、奈何胡鬼、與吾壞神相混亂、日本紀曰、伊弉冊尊、葬紀州有馬村、又傳有之、日秦徐福、來止于熊野、

飛來熊野若王子、舊跡傳聞異域、徐福求仙遊物外、

聞尊乘迹到關東。

江戶砂子云、王子權現社は別當眞言宗金輪寺（靈護山東光院）守り、熊野三所を勸請す、末社若一王子は天照太神とす、寛永十一年、台命に依りて造營、時の儒宗羅山子社記を書して、寶前に納めたり、毎七月祭禮の時に、寺中十二坊より田樂を出す、是れは神代卷に「伊弉冊尊、葬於紀伊國熊野之有馬村焉、土俗祭此神之魂者、花時亦以花祭、又用鼓吹幡旗歌舞而祭矣」とある遺風なるべし、又島精進の古香を寺中より進奠す、又稻荷社あり、金輪寺の北二三町、當社は關八州の稻荷の棟梁とつたひ、毎年十二月晦の夜に、八州の狐とも此に集る、故に狐火おびたゞしく見ゆ、此火に因りて田作の吉凶を占ふことあり、云々、金輪寺々領二百石を賜る。○羅山撰、王子權現緣起云、豐島郡若王子の社は、紀伊の國熊野權現を勸請すと、昔より云傳へたり、元亨の年の頃、豐島

なにかしの主とかやいふもの、新に祠宇を建て、あがめけるが、云々。○按に、此王子社は德川氏入府の頃まで、江戸地方に於ける第一の大社にて、當時武州に於ける屈指の名神なり、永祿役帳に、王子領廿八貫文は、下平川上平川牛込の三村に在りし由見えたり、德川氏の二百石を寄進したる、蓋其領の代地なりけん。

王子神社、近世傳ふる所の典樂跡、十二番の名目は、中門口、道行、行違、背摺、中居、三拍子、默禮、捻三度、中立、搗筰、筰流、子魔跡（後卷にも作る）等なり、成形圖說に曰く、王子神社、毎歲七月十三日祭禮に、生土の者共十二番の舞跡をなす、之を典樂跡といふ、田樂なるを俗に訛て典樂と呼なるべし、或は又田役といふ名にや、續世繼物語に「其年（元久元年）おほ田樂とて、都にも道もさりあへず、神のやしろ／＼、此事ひまなかりける」洛陽田樂記に「永久元年之夏、洛陽大有田樂之事、不知其所起、初自閭里及公卿、高足、一足、腰鼓、振鼓、銅鈸子、編木、殖女、養女之類、日夜無絕（中略）或著禮服、或被甲冑、或稱從卷、驍勇爲隊」云々、此中腰鼓、振鼓、編木、禮服、甲冑は、皆當社田樂の狀によく似たり。○王子の權現社の前に、板碑三基ありて、其一は正安三年のものたること明かなり、其他村内に弘安の銘ある者、及び「貞治四年、乙巳八月、時正逆兇、禪智禪尼敬白」と刻める者等、六基あり。「歷史地理雜誌」○新記云、王子權現社寶、兜二、面頰二、長刀二振、以上三品は源義家所持の品にて、頼朝奉納ありしと云ひ、享保五年、有德院殿金輪寺へ御立寄の時、上覽ありしより、御代々の台覽に供ふと。

岸稻荷神社　王子熊野神社の北に在り、其攝末也。○新記云、稻荷社舊くは岸稻荷と號す、本地は陀枳尼天なり、祭禮二月初午、及び十二月晦日、狐火會あり、道春所撰の權現緣起に「末社多かる中に、何れの世にかありけん、此社の傍に稻荷明神を遷し祝ひければ、毎年臘晦の夜、諸方の命婦此社へ參り來る、其ともせる火の山中に連り續けること、許多の松明を並ぶるが如く、數萬の螢を放ち飛しむるに似たり、其道の山を通ひ河邊を通へる不同を見て、明年の豐凶を知る」と稱せり。

十條　今王子村の大字とす、本村の西北に接す。（新記云、十條村は古へ王子村と通して一村なり、北條役帳に、太田新六郎知行八貫三百文、江戸十條内田野分岸分、七貫文、江戸廻十條内篠田分と載せたり。

豐島　今王子村の大字とす、荒川の岸邊に迫り、地勢低卑なり、然れども北條家永祿役帳、すでに豐島の名あり、又村に古板碑を發見すれば、近世の新田にはあらず。或は此を以て延喜式豐島驛に擬する者あり、然れども驛は下總國府への途中なれば、此豐島にはあらず。此地は中世郡豪豐島氏の居住したるに由り、名をも豐島と唱ふるにて、古代の豐島にはあらざるべし、東鑑に豐島庄あり、蓋是のみ。

新記云、豐島村の紀州明神は王子村に在りけるを、故ありて彼村と爭論して移せりとぞ、西福寺は江戸六阿彌陀の一に數へられ、豐島左衛門尉清光建立とぞ、六阿彌陀とは豐島、西が原、田端、下谷、龜戸の六所にあり、其緣起もとより妄誕なれど、當寺境内に延慶三年の古碑あり、新地に非ず、清光寺も豐島權頭清光が開基と傳へ、小田原役帳にも「豐島之内、清光寺分」などあれば、其頃は大様よき寺なりしこと推て知るべし、本尊不動を七佛の一と云ふ、釋迦堂本尊も七佛の一なり、寺内に正安三、文安二、文明元、永祿五等の年號ある古碑四基たてり、觀音寺の本尊、これも七佛の中なり、此にも古碑二基あり、一は正應元年、一は長祿中のものとす、塞稱院、本尊地藏菩薩、緣起に曰く、豐島清光志願のことあり、行基と謀り七佛を造り、七所に安置すと、又村内に醫王塚、蠶座塚などいふあり。

（清光寺）

豐島館址　新記云、豐島權守清光舘跡、清光寺の傍にあり、廣さ九十坪、按に豐島系圖に、秩父六郎將恒が子、秩父別當武基が弟、二郎武常始て豐島と號す、或は武常は武基が二男なりと、其子太郎近義、豐島に在城す、是は今の上中里平塚の城なりとぞ、近義は鎭守府將軍源義家に仕へ、其弟を二郎常家とし、清光は此常家が孫なり、東鑑治承四年九月の條に、豐島權頭清元に、頼朝より書を與へしことを載す、元は光の誤なるべし、當國にて江戸太郎重長に並びて有勢のこと想像すべし、又豐島右馬允朝經と見えたるは、清光が子にて初め太郎と稱せしなり、後土佐の守護職となり、其子孫は三郎兵衛泰景より、葉朝泰、葉景村等、相續て此所に住せしとなり、朝泰が五世孫を勘解由左衛門尉泰經、平左衛門尉泰明と云ひ、兄弟分れて平塚石神井の二城に籠り、文明九年、太田道灌と江古田原に戰て、兄弟共に討死す、此時當所をも退去せしにや、其後泰經の子勘解由左衛門尉康保、小田原北條氏に仕へて、二百三十二貫文を領せしとなり、此時は何れの地に住せしや詳ならず。

梶原　今王子村の中にて、堀之内と云ふ、豐島の南とす。○新記云、堀之内村に梶原塚あり、北條役帳に、「二十一貫文、江戸瀧之川、梶原堀之内、溱江分」と、大草紙に、康暦の頃、梶原美濃守道景と云ふ人見え、此人の孫政景は、太田美濃守資正（三樂）の子にて、梶原の家を繼げり、豐島郡内に住居すと云へば、即此地也。

飛鳥山　瀧之川村の管内にして、王子神社と石神井川を隔てゝ、其東南に當り、王子停車場は山側に在り。近年公園地に編入せらる、約一萬三千五百坪。（王子社の古刀の朽破せる者、長二尺餘、前年飛鳥山より掘得たりと、新風土記に載す）江戸砂子云、飛鳥山とは王子權現のこなたの芝山なり、

此より眺むれば荒川の流れ白布を引き、足立郡の廣地目を限りにして佳景の地なり、櫻樹數千株植ゑさせられ、花盛りの頃は風色益々勝れたり。○新記云、飛鳥山とは飛鳥神社ありしを以て此名あり、其社は寛永十年、王子權現の地内に移され、今地主山と稱する小高き所は其蹟なり、飛鳥山は山といふべき程の者にあらずと雖、元文の頃にや、有徳院殿の仰に依て、此を禁立て櫻松樹を數多く栽させられしより、殊に勝景の地となれり、同き四年勅使冷泉大納言爲久卿參向ありし時、儒官成島道筑山の櫻花を折て卿に贈りしとき、一首の和歌を與へられし事、當に台聽に入て御褒賞ならず、此花爲久が詠に入しからには、古よりの名所に准して然らんと仰ありしと云傳へり、爲久卿の歌に、

折枝の色香を見ずば飛鳥山花の所の春も知らじな

飛鳥山の碑は、元文年中成島鳳卿の撰する所にして、山上に建てり「惟南園之頂、日熊野之山、有神、日熊野之神、實伊弉冊尊也、配祀伊弉若尊、事解王子、武衞之三神、事解男、[illegible]飛鳥之[illegible]、[illegible]副焉、語在神史中、日鎌倉焉、誌曰、在昔元亨中、[illegible]之豐島郡豐島氏、制此豐島岡、爲熊野神[illegible]地、之日飛鳥、[illegible]也、熊野之川日音無、川流象焉、爾來四百有歲、土人以時祀之、每一日奏、祀典曰、熊野之神、春以花祀、鼓之吹之、旗之[illegible]之舞之、今之王子祀日、鼓吹旗[illegible]者、其來也尙矣、而世之遡、祠宇荒壞、風日不蔽、越寛永中、有司奉命、祇飾祠事、乃因故兆[illegible]之、[illegible]、[illegible]、[illegible]祀、[illegible]山、有名[illegible]者由[illegible]、[illegible]、[illegible]有花[illegible]、今[illegible]已春、三月已[illegible]、[illegible]、[illegible]飛鳥之[illegible]、(中略)冥[illegible]之、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]經、銘曰、

[illegible]洪[illegible]、有[illegible]、[illegible]南紀、[illegible]、[illegible]我后、來封其域、[illegible]之谷[illegible]、[illegible]、[illegible]、其[illegible]、

八堤傚仁、神祇饗應、千載鑑鏡、之石是勒、

(松橋)

(金剛寺)

瀧野川（タキノガハ）

今瀧野川村と云ひ、王子の南、板橋の東なり、西ヶ原、田端、中里等をも合併し、北は豐島日暮里に至る。（新記云、瀧野川とは古き郷名也、源平盛衰記、賴朝隅田川を渡て府中へ趣きし條に「武藏國豐島郡上瀧の川、松橋と云處に陣取」と載せ、及び豐島系圖にも、瀧野川を姓とせし人多く見ゆ、是等は皆當所に住して、在名を氏に唱へしならむ、北條役帳にも載せたり、地名の起りは、村の北王子村境を流るゝ石神井川、急流にして水音四方に響くこと瀧にひとしとて、瀧の川と唱へ初めしより、村名ともなせりと、村内金剛寺松橋（マツハシ）[illegible]の緣起に云へり、南向[illegible]話、鎌倉古街道の事を云へる條に「高田馬場より雜司谷法明寺際通（中略）中山道を横ぎり、谷村瀧野川を經て、豐島より千住の方へ古の道筋なり」とあり、今按、盛衰記の原文「豐島の上、瀧野河越、松橋」に作り、長門本平家には[illegible]を[illegible]に作る、（瀧野河越とは瀧野河の方の義なるべし）金剛寺は石神井川の南岸に在り、[illegible]より[illegible]に至る間河岸にそひて路を架し路を通じ、觀楓の地とす、瀧の川の紅葉是なり、世に紫のもみぢと呼ぶ。（江戸砂子云、瀧の川は松橋院境内に不動の瀧あり、其夫當は金剛寺に在り、綠樹蔭鬱として、夏日も自ら寒し。○天正十八年日記云、[illegible]、水車しかけ申度と申出る、なし[illegible]島澤と申所、おはきまゐろしく試山申出。○元治元年、物價騰貴して市民非常に困窮せしかば、幕府より物價引下の方法を府下の諸問屋一般へ下問ありしに、當時鹿島萬[illegible]、[illegible]の價下げりは、[illegible]式機械を用ゐて綿糸を製し、專ら人力を省くべきことを以て上申せしに、明くる年にいたり綿糸紡績所設立の内命を受けたるを以て、百方同志を募り、英國へ紡績機械[illegible]を注文す、同三年閏[illegible]横濱港到著の約束なりしかば明治元年に到著せしが、滿都沈淪の極に達したる時にて、起業の企に追あらざりき、三年に至り、漸く民部省通商司の保護を得て、瀧之川村に敷地を求め、種々の困難に遭遇したる後、英國人を雇入れ、五年の冬にいたり、竣工して營業をはじめしとぞ、この紡績機械は英[illegible]製作に七百餘の一小工場なれども、これを我邦鹿兒島藩に次き、民設にかゝる紡績所の嚆矢とす。〔横井氏工業史〕

西原（ニシガハラ）

今瀧川村の大字とす、飛鳥山の東南につづける岡にして、舊事武險場あり。徳川幕府の時は、御殿山とも稱し、遊觀の地と爲されし所とぞ。

新記云、西が原は昔は平塚郷に屬し、北條役帳には江戸平塚之内西原と載す、御殿山は民家の北、元は身山と呼ぶ、御殿を建てられしより斯く號す、此御殿は古く設けられしにや、正保國圖に既に御殿と云ふものあり、今は松杉雜木の林となり終れり、按するに慶安三年[illegible]道春御を[illegible]て[illegible]せし舟由[illegible]亭記と云ふもの、[illegible]山文集に[illegible]せたり、[illegible]當所に[illegible]、[illegible]大追[illegible]ありしことは、[illegible]春齋[illegible]撰せし[illegible]記に[illegible]せたり、正保四年の事なり）○[illegible]志云、下谷坂本村高岩寺に、寛政十二年、地を穿ちて碑を獲たり、其碑は今西原の木木觀音堂（昌林寺）に移されたり、高さ二尺五六寸、三尊の畫像を刻み「奉庚申待供養、大永八年戊[illegible]閏九月三日、云々、また二尺二寸の碑は「十夜念佛供養、一結衆、文明十七年八月」云々と銘し、十三佛の種子と、光明眞言兒の梵文を、美麗に刻みたり。○人類學會雜誌云、西原貝塚は上野道灌山より西北に走る丘陵（洪積層）の上に在つて、先達寺を隔て丶南方の低地に臨む、其低地に混沼を過ぎて不忍の池につゞく沖積層の地より、大古甞て東京灣の枝か、此邊に入り込みしならむ、此附近には西が原貝塚の地は沖積なり、東北の方二丁計にして貝塚あり、西北の方十丁計にして、瀧野川村八幡社裏に土器塚あり、西の方一里計にし

て池袋村土器塚あり、南の方二十丁ばかりにして小石川植物園貝塚あり、南東南の方二十丁ばかりに向岡（彌生町）貝塚あり、東南の方二十町ばかりにして上野新坂貝塚あり、この西が原貝塚の面積は、東西三間南北十間許り、發掘品目、貝殼、魚骨、魚鱗、鳥骨、獸骨、齒牙、角、石鏃原料、打製石斧、磨製石斧、石斧砥、石棒、凹ミ石、骨器、土器、土偶等とす。

中里（ナカザト）

今瀧野川村へ併す、西ヶ原の東南に隣り、上駒込田端に接したり。此邊は中世に平塚郷と稱したれば其中里ならん。人類學會雜志云、中里の高臺の下なる田間に貝塚の遺跡あり、是れ貝塚研究上の一疑問なり、凡東京近郊に存在する數多の石器時代貝塚は、皆洪積層の最上層をなせる壚坶層上にありて、其下部には毫も遺物を發見せず、是れ當時土地の情況然らしめたるものにして、洪積層下層の砂礫層は、水底に沈積して生せしものなれば、當時此地方は猶全部海灣にして、固より人類の住すべき處にあらず、又其上層をなせる壚坶層は、火山噴出物の堆積して成れるものなれば、（即此時代には火山の活動甚しくして、常に灰塵を散したることなれば）亦人類の生活に適せざりしなるべし、されば人類は此層成るの後、洪積世の末より初めて此地方にありて、盛んに其地盤に貝塚を造りしなり、恰是れ當時此臺下に於て、沖積層のまさに成らんとするの際にして、彼れ中里貝塚即爰に造られしなり、故に斷言して曰く、東京近傍にありし貝塚人種は、洪積世の最後より、沖積世の始めに當り生活せしものなりと。○新記云、中里村は正保國圖に宮谷戸村と載せ、元祿役帳には中里村と記し、傍注に古は宮谷戸村とあり、又小田原役帳に、案獨齋江戸廻平塚之內中里を領すとあり、鎭守を平塚明神と號するは、其古名の殘りしにて、此邊なべて平塚の內なるべし、しかのみならず、同じ役帳に「葛西樣御領百廿一貫五百文、江戸平塚」、太田新六郎知行內三十貫文、江戸平塚本郷」、同人寄子衆配當十五貫文、江戸平塚內田端在家岸分」、平塚藤右衞門二十貫文、江戸平塚之內西原」とも載せたり、田端、西原共に今近隣の村名なれば、是等皆當時平塚郷中なりしこと論なし、又當村昔宮谷戸村と稱せしものは、全く平塚明神立る地なればなるべし。

平塚神社（ヒラツカ）

中里に在り、中世の郷名平塚といへるも、此地を本とするならん。○江戸砂子云、平塚明神は社領五十石、別當城管寺、鎧塚と云ふ者、本社の後に在り、別當初め安樂寺と云ふ、寬永の頃、山川城管と云ふ檢校、當所の人にて、年久く將軍家に仕へ奉り、一歲御不例の時、此神に祈り即全快ありしかば、神領寄附せられ、是より寺號をも改めたり。○鎌倉大艸紙に、文明年間、長尾景春鉢形城に據りて、上杉に叛きし時、平塚城主豐島勘解由左衞門泰經兄弟之に應し、石神井練馬二城を築き、江戸河越の通路を絕ちたり、同十年太田道灌江戸を出て、平塚を攻めければ、泰經丸子小机へ退走すると見ゆ、「史徵墨寶考證」其城址詳ならず、城官寺とも、又西原舟山とも云ふも證なし、今按に、平塚明神の後背はいと高き地にて、其南の方に蟬坂あり、或は攻坂の轉訛歟と、又角櫓と唱る地あり、渠に架せる橋を外輪橋など呼べば、此邊推なべて城蹟にして、廣き構とみえたり。「新風土記」

田端（タバタ）

中里の東にして、今同く瀧野川村の大字とす、鐵道停車場あり、王子と上野の間に居り、水戸鐵道（并びに巢鴨山手線）の岐分點にあたる、南千住驛へ二哩餘、上野へ二哩。

小田原役帳に、十五貫文、江戸平塚內田端在家と云ふは此なり、武江年表に、寬永十八年、田畠東覺寺に仁王尊の石像をおく、其像に銘文ありて今に見ゆ、此寺は眞言宗興樂寺の末院なり。

尾久（ヲク）

（方船）

今尾久村と云ふ、中里の東北、王子の東にして、荒川の岸邊なる田村とす。大字船方あり、一書に、此船方を和名抄豐島郡占方郷に擬するは、信じ難し。尾久の花藏院の板碑は、文安六己巳年宗祐禪門と刻み、梵文の周圍に、光明遍照、十方世界、念佛衆生、攝取不捨とあるは、殊に奇なり。「歷史地理雜誌」○新記云、鎌倉神主大伴氏、應永六年の文書に「豐島郡小具郷內、江戸金曾木三郎跡事」云々と載たり、金曾木は近郷下谷金杉なるべければ、小具は當所なる事明けし（今按、小具にあらず小貝なり）又長祿江戸繪圖に、當所と覺しき所に尾久と記し、小田原役帳に「百六十貫文、江戸尾久」、「八貫文、江戸尾久伏舟方」とみえ、舟方は今も隣村の名なれば、尾久の當村たる事益明なり、石尊神と云ふは（堂宇なし）高四尺許の自然石二つ並べり、地に入ること深きにや、先年掘んとせしに掘出し得ず、由て權現に崇め祭れりと云ふ、近年傍に石尊と彫し碑を立て、阿遮院の持なり、また石神社神體は石劍なり、長二尺許、十三坊塚、村北にあり、高さ五尺廻り七八尺、今八塚存す、此內に砂利塚と唱ふる者、元祿年中、太刀具足樣のものを掘出せしことありしと云ふ。

峽田（ハケタ）

舊領名にして、近世は三十六村を籠めたり、大略府の北郊を總べ、淺草、下谷、小石川より三河島、尾久等を一區とし、其西に戸田領の小日向、巢鴨及び岩淵領の駒込、王子、豐島等を夾雜し、赤塚、志村、德丸の邊又峽田領の一區たりき。其峽田の領名は、何地に由りて起れるにや、今推究し難きも、淺草下谷の方にあらずや、新風土記には、王子西ヶ原の邊に峽多ければ、彼地より峽田の名起りしにやと述ぶ。峽とは方言にて、中里村に峽上、西峽など云へる小名ありて、低窪をいふ、されば一般に低野の耕土を峽田と呼びしごとし。再校江

戸砂子には、江戸をも此領内とし、豐島郡峽田領江戸と首掲したり。

峽字をハケと假借せる例他に見ず、低窪を方言ハケと云へばとて、峽の義訓をハケとするも疑惑あり、猶考ふべし。

三河島（ミカハシマ）

今三河島村と云ふ、尾久の東南にして、同く田間卑低の村落なり、南千住町の西に隣る。新記云、三河島村は俗説慶長御入國の頃、參州より供奉の諸士、當所にて知行賜はりし故に、此名ありと傳ふれど、「紫一本」已に永祿の役帳に、江戸三河ヶ島と見えたり、天和元年より、東叡山領に定めらる。○望海每談云、三河島より少々北手に牡蠣山あり、二ヶ所ともに長さ三町程有て、土手の如し、常時よりみれば海手へは餘程遠き所なるに、此所にていつの時代に、蠣蛤の貝をとりて、斯くまで殼をむき溜しぞ、奇異ならずや。○江戸名所圖會云、木戸（キヘ）三河守源孝範の宅跡は、今の三河島と稱する地、是れ三河守の舊跡故にしか名つくるとぞ、孝範家集に「武藏の國豐島と云郡に、入江かけたる所に住みはべりける、前は葭葦など茂りて、鹿の常にたたずみける、山遠き所なれば、珍しく聞居るままに、近きあたりに都人の下りて住みけり、夜ふけに目覺して聞たまへと申しつかはしたるに、夜な／＼枕を欹てたれども、聞侍らず、人の聲などの遠きを、聞なして申にやと、かこちおこすとて、都人の歌、

曉の舟もよひするあまのこのかひよといふを鹿ときくらん、

返し

軒近く鹿立ちならす宿とひて待ちし夜頃のかひよともきけ」、

按するに孝範家の集に、武藏國豐島と云ふ郡に、入江かけたる所に住はべりける、前は葭葦など茂りてと、云云、又梅花無盡藏の詩の序に「木戸公は龍釣翁と號し、共に武野の住境隅田の上流に寓す」といへるを合せ考ふれば、三河島の地勢其の舊跡に似たり、孝範は今川了俊の一族にして、太田道灌、東常縁、及び正徹、宗祇、心敬、猪苗代兼載、同時代の人なり、鎌倉大草紙に、孝範は冷泉中納言持爲卿の門弟にして、無双の歌人なりとあり、同書に、長祿元年關東の亂に付て、京都將軍家の舍弟、左馬頭政知關東將軍の宣旨を蒙り、下向あると云ふ條下に、供奉の人の中に、此孝範の名あり、其時下向して來住せるなり。

日暮里（ニツポリ）

（下谷中）

（新堀）

今日暮里村と云ひ、下谷中幷びに金杉の一部を併せたり。西が原中里の東南につづける連岡に居り、上野谷中の西北に接す。舊は新堀（ニツポリ）に作る、詞人は日暮里の字面につき、更にヒグラシの唱を爲すことあり。○下谷中（シモヤナカ）は近年谷中本村とも云へり、天王寺の東北なる籬落を指す　金杉とは更に其東にして、根岸川を以て府内（下谷區）に相分てり。日暮里火葬場は、諏訪社道閑山の東なる田中に在りて、三河島に近し。

北條役帳に「遠山彌九郎知行、三十九貫文江戸屋中、三十六貫文同駒込、四十五貫文新堀、以上百二十貫文、人數着到出錢者、如高辻、知行役者葛西在城付而御免」と、今按するに谷中感應寺に、遠山石見守墓石あり、此人慶長中に死すと彫れり、想ふに彌九郎後に石見守と改めしか、又は彌九郎が子などにや、此所新堀と號すること、彼人の居住の地にて、新に壘渠など造りし地なるにや、紫一本に「新堀を道灌山より臨めば、春秋の景色日の暮るるも忘るる心にて、日暮の里と云ならはせり」とあれど、信しがたき說なり。〔新記〕

今按、紫一本の一本に、新堀一名日暮里とあるは、後人の追記なり、又日暮云々の備なきを古本とし、「谷中の西北を新堀といふ、城は感應寺七面明神の山續きなり、堀跡今にあり、太田道灌の取立たる城なり」と云意に過ぎず、日暮里とは享保以後の附會なるべし。

道閑山（ダウカン）

日暮里に在り、岡山の形狀飛鳥山に似たれど、狹少にして眺望稍劣れり。江戸砂子に「日暮里は四時遊人多し、妙隆寺の庭風景よし、諏方社は昔太田道灌耶内の鎭守に祟めし者とぞ、社地に腰掛石あり、此邊田園遙に開け、荒川帶の如く、行かふ白帆連なり、筑波、黑髮の山々遠く畫き出せるごとし」と述べ、今も遊人なきにあらず。○新記云、道灌山は谷中の臺より北につづける岡なり　昔は一町五反餘の地打開けしが、文化九年、過半佐竹殿の抱屋敷となり、今其殘り畦地二段餘のみ、江戸志等の書に、此山太田持資入道々灌が砦蹟なる故、道灌山と稱せる由云へるは誤れり、大道寺幽山が記せる落穗集追加に、當所は關道閑と云者の屋敷蹟なる山、北條安房守聞傳へありしと云ひ、又谷中感應寺及び根岸村善性寺は、關小次郎長耀入道道閑の開基にして、此人此邊を領せしなりと云ふれば、關道閑の居蹟なること明けし、太田氏は當國の名家なれば、近郷やゝもすれば彼が事蹟に附會するのみ。○按に、關八州古戰錄に、日暮里と云ふを、武州の名所に擧げ、隅田河原の古歌を引きて、ヒグラシノサトと附會したり。又貞享圖には、新堀に作り、道灌山を載せ、山の東なる諏訪明神の社邊をば、入道灌城跡と標したり。日暮里は新堀と書するを古躰とするを想ふに、是は堀之内などと同く、濠池を造れる土豪などの、居住せしに原因すと云ふに、從ふべし。

南千住（ミナミセンヂュ）

今南千住町、人口一萬三千、三河島の東にして、千住（足立郡）の橋南なれば、元千住南組とも稱したり。府內淺草區山谷町と、下谷區金杉町との二路を承け、謂ゆる奧州口の驛店とす、官立製絨所あり。

南千住とは、初め千住南組と云ひ、小塚原町中村町等を

合せて、千住驛の屬邑と爲せしに起る、元は小塚原村と云へるならん、其西南は三之輪村、東南は山谷村に至れり、近年三之輪通新町、及び橋場地方町、鹽入村等を併せ、南千住町と稱し、隅田川の彎曲内方一帶を總ぶ。○江戸繁昌記云、千住有一大橋、即曰大橋、橋北曰上宿、橋南曰下宿、由下宿至山谷間、人戸中斷、一面田野、所謂小塚原是也、官用此閑原、爲刑場、重罪大犯、磔以鳴其罪、因建淨土寺、且露置石地藏佛、使鬼有依、念佛之聲、常不絶、香火之烟、日夜薫、德刑並流、可不仰哉。

(箕輪)

三之輪（ミノワ） 千住橋より南西へ進み、下谷金杉町に達する街巷を指す。根岸川箕輪（ミノワ）橋以北の新地なるが、初め下谷町家の代地町として開かれしを以て、下谷三之輪通新町と稱し、府内へ入りしこともあり、今は更に割きて南千住の管内とす。此に圓通寺觀音堂の境内に、永仁四年十月の銘文ある板碑存す、唯一片の石なれど、以て此地の舊を推すに足らん。○三之輪天王社は南千住の大祠なり、小塚原町の西にて、通新町の北なれば、本箕輪原の鎭守なるべし、小塚原は別に山王日吉社を鎭守とせるごとし。又天王社の北に熊野王子祠あり、之を一名桑島明神と云ひ、一堆の古塚あり。日慶寺に田中より發堀したる板碑あり、長一尺六寸、上に釋迦種子を刻み、正應二年月日と銘す。

(荒木田)

小塚原（コツカハラ） 今南千住町の中にして、南組と云ふ、千住橋より東南に進み、淺草山谷町の方へ通する街巷を指せり。刑罪梟示場は、明治維新の初年に廢せらる、中村町と相接す。

新記云、荒木田庄とは今小塚原村に唱ふれど、其實は同村三河島に、荒川に添し耕地の字を荒木田（アラキダ）と云ひ、其邊の芝地の廣原八九段許なるをも荒木田原と名つく、是れ庄名の本つける地ならん、小塚原は古へ古岩塚とも云ひ、古塚原とも云ひ、荒木田庄に屬したりと、又領名峽田と唱へしが、近世中村町と同く、足立郡千住宿に屬して、驛傳の事を奉りしより、淵江領となれり。刑場は小字小塚原繩手の西脇にあり、間口六十間余、奥行三十間余、本所回向院の持地なり、石像座身の地藏あり高一丈、又一丈餘の題目の石碑あり、元祿十一年立つる所なり、傍に高八尺の石地藏あり、初め萬治年中、町奉行より命を傳へ、牢死若くは道路にて倒れし屍を、回向院境内へ葬埋せしむ、然るに年を追ひて隙地なりければ、寬文七年此刑場を持地に賜り、傍に庵を造立し阿彌陀を置く、又非人の番屋を建て、彼の無緣屍を葬れり、仍て年毎に町奉行所、及び寺社役所より回向料を本院に與へたまふ。○寬永廿年色音論云、千住の里の西東、小塚の川の北南、眺めも果ぬ田の面に、行方如何にと白露の、葉末に結ぶ淺草を、打越行けば程もなく、武藏の江戸に着きにけり、芝品川の境なる、音に聞えし大佛茶屋のあたりに宿を借り、云々。

塩入（シホイリ） 南千住より橋場（淺草區）總泉寺まで、鈎形の築堤ありて、荒川の洪水に備ふ。其堤外を鹽入新田と云ひ、恰も荒川（入間川）と綾瀬川（利根の舊道）との激流にあたれり。

東　京

東京（トウキヤウ） 今代皇國の都府にして、舊名江戸といへり。明治元年戊辰十月、車駕東幸せらる、是よりさき七月、江戸は德川武家三百年の舊營なるを以て、形勢に相して陞せて東京と號せしめられしが、此に至り遂に就きて、皇居したまひ、太政官の官省、及び文武百寮の公衙を置かる。而も時運未だ大解の後なりけ、舊習主滾景を見たりと雖、中興維新の務は一日も廢すべからず、官民上下經營心を共にしければ、四年廢藩に至り、海内の實力稍集り、十年西南靖定に及び、全く四方の歸仰する所と爲り、形勢ます〳〵開し、人口凡六十七萬。十一年府内を分ちて十五區と爲し、府民參政の治體を整め、二十二年自治市制を布かれ、府内を以て東京市と稱せしむ。國勢の振興は近時殊に著大なる者ありて、帝都の風光亦頗壯麗雄大を加へ、人物の殷富、舟車の快利、築造の堅牢、器財の精巧、之を前代に比視すれば面目全く改まれりと云ふ。今府内面積五方里六分、戸數三十五萬六千、人口百五十萬の本籍、及び五十萬の寄留ありて、家屋坪數は七百萬坪と稱す。

朕今萬機を親裁し、億兆を綏撫す、江戸は東國第一の大鎭、四方輻湊の地、宜く親臨以て其政を見るべし、因て自今江戸を稱して東京とせん、是朕の海内一家東西同視する所以なり、衆庶此意を體せよ。（明治元年七月十七日詔書）慶長年間幕府を江戸に開きしより、府下日に繁榮に赴候は、全く天下の勢斯に歸し、貨財隨て聚り候事に候、然るに今度幕府を被廢候に付ては、府下億萬の人口、頓に活計に苦み候者も可有之哉と、不便に被思召候、近來世界各國通信の時態に相成候ては、專ら全國の力を平均し、皇國御保護の目途、不被爲立候ては不相叶事に付き、屢東西御巡幸、萬民の疾苦をも被爲問度、深き叡慮を以て、御詔文の旨被仰出候間、孰れも篤と御趣意を可奉戴候、徒に前日奢靡の風習に慣れて、一家一身の覺悟不致候ては、遂に活計を失ひ候事に付、向後銘々相當の職業を營み、諸品精巧、物産盛に成り行き、自然永久の繁榮を不失樣、格段之心懸可爲肝要事。（同日達書）

慶應四年、幕府の瓦解は、江戸の一大厄災たりき。之よりさき天下騷擾、昇平の歡さめて夢の如く、安政文久の交より形勢愈急なり。中にも參覲交代の制を緩めて、諸大名在府の日月を減せし一事は、最府内諸邸の荒涼を招き、八百八街（實數一千七百餘街）の繁華は、風前の燈火を看るの想あり。戊辰に至り厄運其極に達し、府内大半は無主の邸宅、燕雀の寄栖、舊に倍ろに過ぎざりしが、完通令あり、更に至尊の遷幸ありて、皇居を舊城に定めたまふ。而も新政府の實力は猶完からず、江戸の舊繁華は期月にして再興し難く、此間凡十年は新計畫、新繁華の稍見るべき者ありしも、いまだ舊府の創痍を復せしにはあらざりき。故に明治元年官軍東下の比、府内遞街の區分四十七あり、四年六大區各大區を十六分して、九十六小區ありしも、當時府内空疎閑地多く、狹少に就くを利としければ、六年に至り府内の二十餘區（百九十街）を府外の所管に移し、從前無町名の武家街寺社門前境内等に或は併合を行し、或は新號を與へて、頗空宅廢地を拓きて、人煙民口を充實にするを力めたり。此に至り府内七十小區、一千百七十餘町の數ありて、之を幕政文政以來の江戸朱引内に比すれば、四方場末の町々は、皆東京朱引線の外に就きて郡部に入ることとなれり。後東京の朱引線は、明治十一年郡區町村の編制にあたり、少移動ありて、市部十五區の境域定まる。二十二年の市制施行の比にあたりては、舊市頗繁榮に向ひければ、朱引線の出入は、大略市部に編入する者多くして、郡部へ編入する所少し、都府擴大の趨勢を想ふべし。

近時の市巷改正の事業は、明治十七年の外神田（御成街道）西町（三番町）赤坂表町の擴路に起り、廿二年に至り市區改正委員の特命會議あり、九十年の繼續事業として、全都の街路、溝渠、河川、公園、以下の改修更正を立案決定したり。

江戸（エド） 東京の舊名にして、德川氏覇政の日に方り、府内の總稱としたる者とす。

遊歷雜記云、江戸とは豐島入江の水門、譬へば江口、江尻などいふが如し、治承の昔より著れ、今かく都會の富庶を極めたるは、實に形勝天府の地と稱すべし、源孝範家集に「武藏國豐島といふ所に、入江かけたる所に住侍りける」云々と載せしも、名義想ふべし。○古今要覽稿云、江戸は江所の義なるべし、戸の字地名に尤も多し、水戸、松戸、梗戸、杉戸、登戸、河戸など、みな所の意なり、南向亭茶話に曰く、江戸の號は江に望める意成べし、國初以前、今の雉子橋外より北の方に大沼あり、是より西の方もちの木阪下迄、入江にて有しよし、云々。

今按、江戸の名義を解き、或は荏所にて荏原、荏草など云へる荏の好地ならんと說く者あれど、是れ傳風土記に荏土の文あるに拘泥する者にして、江所の解釋の妥貼なるに如かず。殊に其地理上より、江戸の地勢の沿革變遷の跡を推究して、其然るを知る。予嘗て江戸の名は江口の起因地也との說あり、此事は太田南畝の武江披沙に創唱せらるる者なるが、予は推して釋名索隱上の卓見なりと爲す。

武江披沙云、南留別志に「江戸、りうど、つくと、今戸、花川戸、など地名多し、戸によりての名なるべし」と、實按、此說非なり、沙石集六の下卷に、武藏の江戸（エド）とあり、是江戸のことなり、入江のある所を江所と云ことなるべし、[illegible]岸島の古名を江戸中島と云ひ、江戸橋の名も舊き事にて、此邊最の江戸なるべし。○[illegible]石集云、故葛西（カサイ）の[illegible]の[illegible]といひしは、世々の末に[illegible]て、弓箭の道得たりし人也、輪田（ワダ）の左衛門世を亂りし時、[illegible]、あるをとにて、鬼ここ[illegible]なる[illegible]田が一[illegible]、かけたるらしたりし武士也、[illegible]も[illegible]も有ける人也、[illegible]倉の[illegible]の[illegible]、[illegible]あ

りて、かの江所を召して、葛西にたびけるを、葛西の兵衛申けるは、御恩を蒙り候は、親しき者共をもかへり見んためなり、身一はとてもかくても侍るべし、江所親しく候ひつる事に候へば、召して他人にこそ給候はめと申に、いかで給はらざるべき、もし給はらずば汝が所領も召取べしと叱り給けれども、御勘當かうむる程の事は、運の極りにてこそ候はめ力及ばず、さればとて給はるまじき所領をばいかでか給べきと、申ければ、江所も得取り給はず、云々。

況齋叢書の江戸地名考に、南向亭茶話を引き「江戸は江にのぞめる意なるべし、天正年中御入國以前に、今の雉子橋の外より北の方大沼にて、此より西の方もちの木坂（飯田町）の上まで入江にて有し由也、然れば只今の御城内、古より江戸と名附る所なるべし、惣名となり候事は、其比近邊の根城たるによりてなり」と述べられしは、其平川（ヒラカハ）てふ入江に着目して立論せられしこと、頗予輩の意を得たり、而も城内を以て江戸の原名地と爲すは服し難し。何となれば、平川とはもと水名にして、小日向、小石川の諸水の會湊せる入江の名が、村名にも呼ばれし者とす、されば廣き江戸の本據たる江戸城も、猶其く求むれば城下の平川の村落、是れぞ江戸庄、又は江戸城の名の起らざる以前の江戸なるべく、殊に太田道灌が築城[illegible]後に、專江戸を以て、城名もしくは庄領名に係ければ、村名には江戸と云はず平川とのみ云ふこととなれるにあらずや。之を要するに江戸を城名に起ると[illegible]し、最古の江戸は村名にして、江戸[illegible]の地に[illegible]、江戸[illegible]の盛興するに及び、江都、[illegible]江、東都（トウト）、江城[illegible]の字面を擇み、その東都[illegible]、[illegible]、江[illegible]、[illegible]などの[illegible]、[illegible]も、詞人一場の命意に出て、之を以て通稱とせしに

（江城）

あらず。但し江城（コウジヤウ）と云ふは最夙く、延徳中の宝正長狀に出て、文祿中の惺窩文にも見ゆ。

江戸、或は片名に呼び、又地方の汎稱に呼びて、江戸前江戸廻り名あり、又江戸郷とも云ふ。其地の本とする所は、中世江戸氏の居邑にして、後太田氏の築ける館城の下に外ならず。即古代の豐島郡豐島の驛家にあたり、東海東山の要衝に居れること、地形を推して之を知るべし。其名義は江の津にして、今の京城宮禁の邊、丘陵屹立し、其下は江水灣入して環を成し、其濱に村里の起れる者、即豐島（トシマ）なり。豐も假借に出て、本義は津もしくは外なるべく、孰れにても江邊の斥鹵、形狀島に似たるに因れり。建武四年の文書に、江戸郷内前島とある、又豐島の北に湯島郷ある、皆此江邊の堆洲に寄れる村里に起る者とす。（一書に、鶴岡文書、應永六年のものに「豐島郡、小具郷内、江戸金曾木彦三郎跡」云々とあるを引き、江戸を小具郷内と說くは失考甚し、此文意は小具郷内の田地、其田地は江戸の金曾木氏の前有の者、と云ふに外ならず）太田氏築城の後は、專江戸を以て城名とし、城下の村里を平川と云へり。○府内備考云、江戸は上古の武藏野の内なりし由は、後世の諸書紀行の類にも載せたり、されど此名は猶上古に聞こえず、中古は郷名に唱へり、鎌倉圓覺寺文書、建武四年寄附狀に「當寺領、武藏國江戸郷内前島」と記し、永和三年下文に「武藏國江戸郷内前島村」と記し、應永廿六年寄進狀に「武藏國江戸前島内森木村」と載たり、此前島、森木など云地は孰れの處なりしにや、後世聞えざる地名なり、今姑く前島と云に因て推考るに、恐くは今の芝邊より御城までの内なるべし、是後年村落を廢して、屋舖地、寺社地及び町並となりし處なれば、おのつから古名を失ひしならん、其餘豐島、荏原二郡の内に前島、森木などいふ名は、小名字にも傳ふるをいまだ聞かず、然るに新井白石の說、江戸を庄名ならんといひしは、是等の文書あるを知らざる管見の臆說といふべし、武藏七黨系圖に、秩父太郎大夫重弘が五男を、江戸太郎重繼といふ、この重繼の時はじめて江戸の地に居り、江戸をもつて稱とせしとなり、是より前江戸の名、諸記にあらはるゝをいまだ見ず。○史學雜志云、江戸は古文書に江戸莊と記する者未見ずと雖、其庄たること必せり、小田原役帳に江戸、及び江戸筋、江戸廻等と記し、其彊域極めて廣く、南は川崎、六郷、大森の邊より、北は石濱、今津（今今戸町）三川島、舟方、赤塚、岩淵の邊に至り、東は牛島の邊より、西は新倉（新座郡）葛谷、原宿、田無の邊に至るを觀れば、江戸氏此地を領す、河越莊は吾妻鏡（文治二年七月、同二年十月等）處々に見え、江戸重長の別族、河越重頼の所領たるを想へば、必定彼れ江戸氏領地たるを以て、江戸莊と稱し、建武永和の頃、江戸郷と記する者も、其一部にして、則今の府内の邊を指せしなるべし。

治承四年九月、被遣御書於小山小四郎朝政、下河邊庄司行平、豐島權守清光、葛西三郎清重等、是各相語同志之輩、可參向之由也、就中清重、於源家抽貞節者也、而其居所、在江戸河越等中間、進退難治定歟、早經海路可參會之旨、有慇懃之仰、云々、十月、武藏國諸雜事等、仰在廳官人、并諸郡司等、可令致沙汰之間、所被仰付江戸太郎重長也。〔東鑑〕

江戸氏は重長十世の孫、駿河守重廣に至り、多摩郡木田見村へ移る、蓋舊邑を太田氏に附して去れる歟。江戸氏の事は木田見の條に見え、太田氏の事は稻毛及び江戸館址に詳にす。天正十八年に至り德川氏入城す、之を江戸開府といふ。

岩淵夜話別集云、關八州家康公御領知となり候へども、御在城の義は未だ何方とも不被仰出、去に依て御旗本の諸人の積り、十人に七八人は相州小田原と推量仕る、其内二三人も鎌倉にても可有御座かなどと申衆もあり、然ところに秀吉公と御相談の上にて、武州江戸を御居城と被仰出に付、諸人手を打て是はいかにと驚く、子細は其時代迄は、東の方平地の分は爰もかしこも汐入の蘆原にて、町屋侍屋敷を十町と割り付べき樣もなく、御城と申せば昔より一國を持大將の住たるにもあらず、上杉の家老太田道灌齋初て繩を張取立、其後北條家の遠山居住せしまでなれば、城もちひさく堀の幅も狹く、門塀の躰迄中々淺間成樣子なれば、關八州の太守の御座城と可被成樣躰には、人々不存寄も道理なりけり。○慶長見聞集云、見しは昔、當君武州豐島の郡江戸へ、御打入よりこのかた町繁昌す、しかれ共地形廣からず、是に依てトシマの洲崎に町をたてんと仰有て、慶長八卯の年、日本六十餘州の人歩をよせ、神田山をひきくづし、南方の海を四方三十餘町うめさせ陸地となし、其上に在家を立給ふ、昔平相國清盛公、津の國ひやうごの浦に、新京をたてんと、七ヶ國の人歩を集め、島をつき三町ほどの在家を立、末代に名を殘し給ひぬ、是を今の豐島にくらぶれば、十にしてわづか其一に及べり、此町の外家居つゝき廣大なる事、南は品川、西はたやすの原、北は神田の原、東は淺草まで町つゝき、豐島の名におひ、民ゆたかにさかゆるなり。○德川實紀云、天正十八年七月廿九日、昔小田原を御發輿ありて、八月朔日、江戸城にうつらせ給ひ、萬歲千秋、天長地久の基を開かせ給ふ、此度御勢共其城せめとらんとてむかひし時、遠山眞田などいへる者共、忽に降參して此城を進らす、よつて戸田三郎右衛門忠次にうけ取しめられしなり、げにも道灌さる文武の老練にて取立し城ゆゑ、この頃まではいまだ規摸狹小なりしかども、四神相應最上の城地なりといふもことはりにこそ、かくてみうちの人々も、駿府より俄に引う

つる、七月の始めにこのことはじまり、八月より九月迄に、五ケ國の御家人、大小御引拂ひたるよし、關白秀吉も聞給ひ、いつにはじめぬ亞相の下知の神速さよと、感にたへざりしとぞ、やがて井伊、榊原、本多、酒井、大久保等をはじめ、當家の名ある輩、みな知る所多く賜はりけり、關白は此ついでに、奥の國出羽の境までも打治めんとて、先江戸におはしけるに、此城いまだ狹隘にて、關白の宿らせ給ふべき寢殿もなければ、北郭平川口の法恩寺といへるを旅館となされて、さまゝゝ饗せらる、關白會津黑川の城までおはしけるに、伊達、南部等の國人どもは、とく小田原の御陣にまゐり從ひぬれば、なべて背く者もなく、其長月ばかりに歸洛せらる。

小宮山氏傳本の慶長江戸城圖は、蓋江戸第一の古圖なり、世に喧稱する長元、長祿等の贋物と同日の談にあらず、最信憑すべし。其圖は慶長元年以後、同三年の間の原造に成り、簡古にして盡くせり。(玄同放言に謂ふ所の慶長十四年大手内外圖と異なり)小宮山氏には之を以て慶長五年、尾張中將忠吉の尾張に封ぜられし後、同八年日比谷の淺海埋立てらるゝ迄の間、六七年此の作とし、大槻氏は圖中の「尾張侍分」を見張侍分と讀み正し、中年を去る遠から以前にし、同三年豐公薨去の間と論せらる、後説予輩の意を得たり、(東京名所圖會にその圖説出でたり)此圖に據れば、今の本丸及び西丸を御城地と標し、御假殿は小田原御門(櫻田門)の内、今の二重橋の邊に在り。蓋城内は天正十八年の入部以後、別に修理を加へず、假營を小田原口に置かれしに過ぎず、吹上北丸を附郭として濠池をめぐらし、甲州道(四谷の方へ)上州道(牛込の方へ)の二路を承く。御城地の邊へ海水の灣入を見る、南も其灣の北岸に八重洲にあたる一郭あり、八重洲の東は堀を隔てて民家あり、北も大手郭と堀(道三川)を隔てたり。大手郭は淺草口奥州道と芝崎口わうぢ(王子)道とを承け、堀をめぐらすこと大略今形に同し。是れすなはち天正中より慶長三年の比、徳川氏の未修造せざる時代の、城邑の大勢とす。(猶この慶長三年圖につきては、吹上御苑、代官町、桔梗門、坂下門、北々谷、麹町、舟町、東日比谷等を參考すべし)

幕政の時、江戸都邑の擴張は、年を逐ひ世を歴て益大なりければ、謂ゆる町中(マチヂウ)(府内)といふことも、時代に從ひ廣狹出入あり、まづ慶長三年ごろ、及び十四年ごろの兩圖に基き、淨心見聞集に參考して云はんに、八年の埋潟拓街の大土功以前には、品川口(小田原とも)田安口(上州道とも)神田口(芝崎口)淺草口(奥州道)舟口(四日市)の五口あり、(今按、此五口外に甲州道、即國府方の一口を擧くべし)民屋も此口口に循ひて市坊を成せしにすぎず。寺院は多く郭外に移轉されたりと雖、商工の徒は猶郭の内にも雜居せり。五年の大捷後、江戸は海内の歸仰輻湊する所と爲り、八年將軍拜任の比より、江戸の築地町割の土功起り、日本橋南北に巷坊を置く、元和二年、神田臺の北を鑿ちて、平川之水の濠渠を造らる、淺草橋、筋違橋以内は府中と爲れり、芝口、愛宕下以内に入りしも此頃ならん、寛永前に收錄する所の江戸庄は、即此等區を以て庄内とし、今の禁門内及び大手外、西丸下、大名小路を城郭に籠めたり、故に升形見附は即羅城の門限として、是等諸郭の口口に建築せらる。而も城外には武家、寺社家、町家の門戸、隙地を爭ひて遍布し、西は小路町、四谷、南は芝品川口、北は神田より板橋、王子口、東は淺草の外まで、町々續きたりと云ふ由を、圖中に附註したるも、虚語にはあらじ。されど武家寺社家の如きは、一部一境にして、數千萬歩の廣さを占め、其下屋敷、抱屋敷(別莊)の類に田野林藪をも包みたれば、都邑の成立は固り商工純然の市街と同じからず。謂ゆる御屋敷は全面積十中の七に居り、町屋は十中三許の狀勢なりき。明暦三年の大火は江戸の大變なり、都邑の四境、益擴張の必要を見たり。之よりさき寛永中、城郭西方の外濠を造り、櫻田、麹町、番町、飯田町等を羅城に圍み入れければ、外濠の長さ二里に及び、北方神田川にも升形見附を築きて出入を制す。明暦の火後、府内の狹隘を感ずるを以て、江東に地を拓く、兩國橋先つ成りて通路を便し、本所、深川、柳島等に邸宅を移す。府内各處溝渠の浚疏、街巷の修正より水利、火防等の計按、其功を告ぐる者、亦此數年間に最多し。

武江年表云、江戸繪圖梓行する事は、寛永に始りしにや、其より以前のもの世に傳らず、此時代の圖は南は芝増上寺を限り、西は御堀端、麹町の入口、溜池を限り、北は小川町、神田川、淺草橋を限り、東は大川を限りて、載る所の方域狹し、(承應、明暦の圖もこれに同じ)寛文頃より次第に廣くなれり、延寶九年圖分けて委く見え、凡本所深川を加ふること、寛文、延寶の兩圖より始まる。

かの江戸八百八町の諺は、色音論(一名あづまめぐり)に已に見ゆれば、寛永中に起ることとし、是に大數を唱ふる者にして、もとより眞の計數にあらず。蓋坊市の名は平民の町屋に止まり、寺社の門前町に及ぼすも、武家邸所在の巷街に係ることなし。是れ江戸都邑の故習特色にして、町人こそ町名を以て屬籍を安んずる所と爲せ、武家は町の係屬を要せざりければ也。又政治方面より府邑の支配向を觀察するに、江戸町々は町奉行の支配たるも、府内の賃貸擴張するに隨ひ、本所、深川の如き郡代支配の地を收むるに止まらず、郭外の村落、私領の地と雖、漸を以て府内と同一の支配を加へたり。されば法制の措に就くに及び、府内郭外の境界を論する者起る。文政元年勘定奉行建議して、品川、板橋、千住、本所、深

川、四谷以内を御府内と定めんことを請ひたり。

明和二酉年御書付之趣に寄候ても、江戸内外之所、是迄と申儀、可引當御定も不相見候に付、以來之義、凡御曲輪内より四里以内の處、江戸内の心得にて可仕哉之趣相伺候處、右里數之内にても、御關所有之場所、船渡等有之候者、御届申上、其外伺之通と、被御渡候得共、御府内之境、何方迄と申儀無之候に付、大目付へも相談仕候處、去々子年御府内限勸化被仰付候節、寺社奉行より申渡候趣者、

東　砂村　龜戸　木下川　須田村
西　代々木　角筈村　戸塚村　上落合村
南　上大崎村　南品川宿
北　千住　尾久村　瀧野川　板橋

右之通に付、御曲輪内より四里迄の所を、御府内と心得、御曲輪内よりと申上候者、東之方は常盤橋御門より、西の方は半藏御門より、南之方は外櫻田御門より、北之方は神田橋御門より、右村々迄を御府内と相心得可申哉、又天明八申年、評定所一座御定書に、「江戸拂は品川、板橋、千住、本所、深川、四谷より内」と有之、科條類典元例をも相糺候處、變死迷子等の建札可致旨之御定箇條に、「南は品川より長峯六間茶屋町限り、西は代々木村上落合村板橋限り、北は下板橋王子尾久川通限り、東は木下川村中川通八郎右衞門新田限り」と右兩樣の御定を見合せ、建札之箇所、大概江戸拂御構場所に相成候得共、建札内には、町奉行支配外、御料私料の村方も少々は入交り有之候間、右建札之箇所をも御府内とは難決、又御定書日安裏書列之箇條に、御府内は町奉行支配場と相見、殊に江戸拂御構場所は、町奉行支配場限り元例も有之候間、右御構場所同樣、品川、板橋、千住、本所、深川、四谷大木戸より内を、御府内と御心得候積、取極有之、尤品川外五ヶ所の間にも、町奉行支配場を境に相心得候はゞ、紛數筋も有御座間敷哉に奉存候、

而も幕議は別に所見ありて、特に内外分界の地圖を作り、府内を朱引内と定め、(本書に御仕置筋に當るべき當町奉行支配場境筋と云ふもの)前の建札筋勸化筋と云ふ者と相分ち、大略品川大崎を朱引外とし、目黑を朱引内とし、内藤宿邊は千駄谷、柏木、大久保をも收め、鳴子宿を棄て、江戸川筋には下高田を收め、板橋筋には雜司谷、巢鴨、染井に限り、王子筋には中里西原を朱引外とし、谷中邊には新堀、田畑、金杉の三村を棄て、千住筋は簑輪村、龍泉寺、橋場を容れたりと雖、小塚原、中村町は朱引外と爲す、江東には小梅村を本所へ屬せしめしも、須崎、受地、押上、中之郷等を府外とし、深川には永代新田、平野新田を屬せしめしも、八右衞門新田、石小田、千田等は之を入れざりき。此朱引は府の内外の公定分堺として、幕府の瓦解まで保存せられし者とす。

霸氣決々貫海開、雲虹縱起總樓臺、樹梢睥睨双城壁、空際芙蓉入朶來、終古草茅迎白月、即今闤闠起紅埃、肩摩轂擊家々給、管晏何過諸子才、　山　陽

江戸會志云、明暦三年大火ありて、府下の町々大半燒亡す、此に於て處々の町小路の割替、宅地寺地の移替、或は新地を築立、新川を開鑿するなど、延て寛文中に及ばし、府下の地形は殆惣一變す、木挽町、赤坂、牛込、小石川、小日向等の築地は此時に成る、又非常の節の立退場とて、大名へ各々下屋敷を給はるとも此時に始る、又八丁堀、矢之倉、馬喰町、柳原の邊にありし寺院は皆場末に移さる、特に火防の土手を築きしが二ヶ處、廣小路を設けしが七八ヶ所あり、芝淺草の兩新堀を穿ち、神田川を堀廣け、江戸川を堀替、兩國橋を架渡し、本所數十町の宅地を設く、竪川、横川、十間川等皆此時の開鑿なり、即寛文二年に町奉行支配を「南は高輪まで、北は坂本まで、東は今戸橋まで」と定めらる、同八年に屋數改(又新地改とも)といふ職を置かれたり、是は武家の宅地内を商人に貸置くこと、妄に空地へ家屋を造出すこと等の違犯を糺察するが爲めなり、正德三年に至り、江戸廻りなる百姓町家を、町奉行支配に屬せらる、深川、本所、淺草、小石川、牛込、市谷、四谷、赤坂、麻布にて凡二百五十九ヶ町也、是までの府内なる町々六百七十四ヶ町に加へて、合九百三十三ヶ町となる、因て此新支配に對して前の六百七十餘町をも、後世古町と稱すれど、慶長開拓の古町三百町の如く、特例の町人拜謁もなく、町並地と唱へ、兩管にして、土地は從前の如く代官支配して地租を徵收し、人家は町奉行支配して民政を視たり、延享二年に寺社門前を町奉行支配に屬せらる、此寺社門前とは茶屋町と唱へ、府内の繁榮するに從ひて、境内に餘地あれば皆町家を立て地代を收めしを、これまでは寺社奉行にて取締たれど、警察の密ならぬ所より、娼賣の巢窟となりし故、これも一手に取締る爲めに組替しなり、されど是は町續き地續きのみに限らず、寺社門前町家のある處は、郊外まで飛び〱にも支配したり、大略は左の如し、

芝の方は高輪南町までなれど、外に品川より大森の邊なる寺社門前廿餘ヶ處なり、

麻布の方は廣尾町永峰町まで、外に中目黑町、下目黑町、赤坂の方は青山原宿町、澁谷宮益町の邊まで、四谷の方は千駄谷町より大木戸手前、外に成子町、淀橋町、並に新宿より追分の邊なる寺社門前、

牛込の方は大久保余丁町より下戸塚町、牛込辨天町の邊まで、小石川の方は雜司谷町より巢鴨町、小石川原町の邊まで、

本郷の方は駒込富士前町より千駄木町の邊まで、下谷の方は谷中初音町より下谷通新町まで、外に駒込七軒

町、淺草の方は新吉原町より橋場町、外に千住、小塚原町、掃部宿の邊なる寺社門前、
本所の方は小梅瓦町より五之橋町まで、外に龜戶の邊なる寺社門前、深川の方は大島町より木場町の邊までなり、

享保七年、府內公役を出す町々は凡七百二十八町、課額は凡三千四百兩、公役の課法各町區々なりしを、此に至て其制を一定し、爾來百五十年、幕府の世を竟るまで此例に由る、凡公役銀を徵收するには、毎町宅地の表口に課すると一般の例なれど、地形の廣狹尖斜を平均し、二十坪を公役小間といふ、（表口一間に奧行二十間の積りなり）凡公費に係る課目は皆此を準として徵收す、之を間小間と云ふ、其公役小間に三等の差別は、日本橋邊、飯田町、麴町、市谷田町邊、中橋邊、湯島大通、本郷大通、京橋邊、芝口橋邊、神田邊は上等にて、京間五間口一人役なり、淺草邊、芝金杉邊、西久保葺手町邊、赤坂邊、八丁堀邊、兩國橋內近邊、筋違橋外近邊は中等にて、京間七間口一人役なり、其外は下等にて、京間十間口一人役なり、又拜領地、組屋敷の町家は、上等十間口、中等十五間口、下等二十間口を一人役とす、此兩地はもと公役を課せざりしに、享保以降は之を課すること、他の町々に同じ、總計して公役小間凡十三萬五千四百四十二間餘ありき。

天正十八年十二月觸書、江戶廻之內、古くより罷出居候人足之儀、只今其高を不改、其儘可申付候、云々、割合之儀、享德年中之割之如く、村々其當所の軒數を以、後日爭なき樣可致候、云々、又慶長十年御達書、江戶廻村町より、人足入用出方割合は、持地の組合、大間の軒數に割合可申、村町限りに拘る事は、坪の小間に割合、不同なき樣申合すべし、云々。〔朝野裒藁、史學雜志、校註天正十八年日記等所引〕

延寶中江戶雀云、江戶凡東西南北三里四方、大名屋形凡五百二十箇所、小名屋敷凡二千八百七十箇所、寺院凡八百五十餘、神社凡百二十餘、町數九百餘。

御府內人別、諸國人數調の初年、享保六丑、五十萬千三百九十四人、是は町奉行支配場、及び寺社門前町共、地借店借召仕之人數、尤他支配人町人、能役者、并に町宅にて武家家來は、員數の外也。〔吹塵錄〕

享保八年卯五月改、江戶町人計人別、

一町數、千六百七十二町、
一家數、二十萬八千五百七十五軒、（吹塵錄十二萬）
一男女、五十二萬六千二百十二人、
　男　三十二萬五千七百人、（吹塵三十萬一
　女　二十萬五百十二人、（吹塵二十二萬）

外に出家三萬六千九十五人、山伏六千七十五人、禰宜九百三人、盲人千十人、吉原人數五千百九十八人、女、八百六十一人小女、二千百二人男、以上町家計にて、屋敷方除之。〔江戶會志〕

寬政三年五月、御勘定奉行江部人數糺明、

一町數合千六百七十八町、　表通家持十萬八千軒、此人數五十三萬五千七百十八人、外に出家二萬六千九十八人、山伏三千八十一人、（今按過少恐非實）禰宜九百人、新吉原分九千九百四拾人、人數總合て五拾六萬四千七百二十八人、此外裏家住の者の數は別なり、表通より員數過倍すべし、

武家人數、二億三千六百五拾八萬三百九拾人、（今按武家人數過大恐非實）〔甲子夜話〕

天明中江戶町數人數、

一町數　一千七百七十餘町、表店二萬八千餘家、
一市中總人數、百二十八萬五千三百人、
外、吉原町一萬四千五百人、出家五萬二千四百人、
山伏　七千二百三十人、神職三千五百八十人

右之外御用達町人、能役者、諸家之家來町住之者除之、〔蜘蛛の糸卷〕今按、表店二萬八千は當に十二萬八千の誤なるべし、總人數百二十八萬と云ふも信け難し、五十万もしくは六十萬の間のみ）

又天保十四年には、市民惣數九十六萬二千三百の內、當地出生三十八萬八千二百と云へり、是は皆財產を有し、戶籍に載せられし者なるが、武家屋敷方を通算せんには、他所のもの（寄留戶口）は全數の大半に居れるならんといへり。〔江戶會志〕○吹塵錄云、戌亥の年、大に都下の人口を減す、其際や兵馬の間、何人か能く其分散の數を盡さん、余目算して考ふるものあり、德川氏の臣僕、故國を逐はれ駿遠に到りしもの、戶數大凡壹萬四千家、一家五口と算すれば七萬人、列藩の江戶邸內に居住せしものの其國に就く、惣員知るべからずといへとも、大抵貴尙家と稱せば拾萬口、都下の商民橫濱に移りし者五六千家人口凡二三萬人、是れ實際に當りて目算せし處なり。

江戶館址

江戶城、又は平川城と云ふ、長祿元年、扇谷上杉氏の家宰太田道灌の始めて築ける者にして、江戶庄の勝地を占めたり。其城池の經營は、大略今の內城諸禁門の中なるべく、殊に本丸を以て居館とし之を中城と云ひ、子城、外城あり、之に附屬す。子城とは後の三之丸を指し、外城とは西丸を指すごとし、當時道灌が學僧に囑して作らしめし文詩あり、其城壘、館閣、亭軒等より城下市邑、江湖原野の形狀を悉書したり。大略、城の東北に平川流れ、西は丘陵相屬して、武藏野の曠原に連なり、南方に日比谷、櫻田の村落あり、其平川の末江海相吞吐する處を港津と爲し、高橋此に在り、而も城下の邑落は、平川を以て眼目と爲したり。城主の代謝を推すに、文明十八年七月、道灌相州糟屋の館に橫死の後は、扇谷定正江戶を收め、更に曾我兵庫頭（祐豐）の子豐後

守を守將とす、永正二年、定正の子朝良來り自居り、其子朝興に傳ふ、當時は扇谷上杉家の本據と謂ふべかりき、大永四年正月、北條氏綱（小田原）朝興を聲ちて之を破り、江戶城を取る、爾後太田、富永、遠山の諸將、小田原のために之を守り、天正十八年に至る。

永享記云、太田左衛門大夫資長（入道々灌）は其比武州荏原郡品川の館に居住したりしが、靈夢の告ありとて、今國豐島郡江戶の館に移り玉ふ、勝れたる名地にて、山なしと雖四邊を見下し、入海あり諸國往還の便あり、誠に日出度所なればとて、此城を靜勝軒と號す、康正二丙子年より初て、長祿元年四月八日に巧匠成就しけると聞えし、（鎌倉大草紙も大意同じ）峻宇高甍は雲を凌ぎ、松風の蕭颯を動す聲も、萬歲をとなふる響かと疑はる、白峰の金屏に映するは、千秋の慈雪を含るに似り、寶塔の林間より見たるは遠寺を畫くに似たり、釣舟の蘆邊に浮めるは歸帆を移かと評られ、西湖十景もよそならず、此城の景を述て五山の名宿各詩を題せり。

傳聞靜勝軒中景、四面窓扉一々開、野潤青丘吞帶芥、天晴碧海望蓬萊、商帆似自手蕪過、漁火如從遠樹來、我老無期泊船處、關心西嶺作堆塊、　村庵　靈彥

寄題江戶城靜勝軒詩序、

武州江戶城者、太田左金吾道灌源公所肇築也、自關以東、與公差肩者鮮矣、固一世之雄也、威愛相兼、風流籍甚、北來騷亂以萊、欽承王命者、八州內才三州、三州之安危係于武之一州、武之安危、係于公之一城、可謂二十四郡唯一人、夫城之爲地、海陸之饒、舟車之會、他州異郡莫以加焉、壘之高十餘丈、懸崖峭立、固以繚垣者數十里許、外有巨溝浚塹、咸徹泉脈、瀰以鸞碧、架巨材爲之橋、以爲出入之備、而鐵其門、石其墻、磴其徑、左盤右紆、革升其巔、公之軒峙其中、閣踞其後、直舍翼其側、戍樓保障、庫庾廐廠之屬、爲屋者若干、西望則逈原野、而雪嶺界天、以三萬丈白玉屏風者、東視則阻墟落、而瀛海蕉天、如三萬頃碧瑠璃田者、南嚮則浩乎原野、寬舒磨衍、平蕪茵布、一日千里、野與海接、海與天連者、是皆公几案間一物耳、以故丹之南、名靜勝、東名泊船、西名含雪、公息遊斯、則一日早午晚之異、一年春夏秋之變、千態萬狀、拍几可翫者、雖互出更呈、而所以出焉呈焉者凡三焉、東瀛蜃霞之洶如、南野蕭風之颯如、西嶺秋月之皎如者、天之所與也、遠而瀛波瞬分島嶼分、鵠背隱分陶譜紫、近而陜田旁環、陂水常足、菜林可樵、菜叢可穫者、地之所獻也、城之東畔有河、其流曲折而南入海、商旅大小之風帆、漁獵來去之夜篝、隱見出沒於竹樹烟雲之際、到高橋下、繫纜閣櫂、鱗集蚊合、日日成市、則房之米、常之茶、信之銅、越之竹箭、相之旗旄騎卒、泉之珠犀異香、至鹽魚漆枲巵筋膠藥餌之衆、無不囊聚區別者、人之所賴也、於呼不出此室、收天地人、以爲吾有、隱哉、（下略）文明八年丙申秋八月、群玉峰叟蕭庵龍統、（新編鎌倉志所引、花柄廟藏本江亭記）

按するに、太田道灌この城を造りしより三十年、文明丙午に至り、不慮の禍におひ相州糟屋の館に卒し、是より此城は上杉家の持となり、上杉建芳入道（朝良）の此城に在りし比、永正六年、連歌師宗長の江戶館に至れること、東路土産に詳なり。入道の子朝興の時、大永四年正月、北條のために戰負け、城を避りて入間郡河越城へ移り住みぬ、上杉此城を保つことすべて三十九年。北條家より家人富永、遠山（直景）及び太田等をこめおかる、太田は即道灌の裔孫にて、數家に分れたり。

宗牧東國紀行云、天文十三年三月四日、江戶の城につきたり、遠山甲斐守まづ旅宿の事いひつけられたり、六日太田越前守興行、このかへさに富士見の亭を一見す、是又小田原より兼て仰せられたる事にて、掃除などの□迎の岡松いくむらとなく、入江かけたる□もひとつにながれみちたる□忍び用心こゝろ安けなり、暮果てたれば富士もみえず、俤さながら中空なりけむ、武藏野の眺望茲に盡したるべし、東の矢ぐら又見攻波山の亭とや、遠浦の歸帆、武藏野を走るかと見えたるに、さし昇る夕月夜、盃にうつりたれば、

國々も君がなびかす白雲のはたてにかすむ山はふじのね。

永祿二年小田原役帳に據れば、江戶衆の一組ありて、遠山丹波守（綱景）を頭とし、富永、太田、島津、大胡等之に屬隷したり。永祿六年の頃、岩槻城主太田美濃守資正（入道三樂）越後の上杉氏に援を假り、里見氏と連盟し、北條及び武田の軍勢と戰ふ、（三樂は道灌の庶曾孫にあたる）遂に道灌の宗嫡太田新六郞康資を誘引し、北條に叛きて江戶城を去らしめし事あり。

甲陽軍鑑、松隣夜話等に、三樂「已は中武藏江戶城にまかりあり」又は「太田、江戶を發し」「北條は上道より中武藏に取詰、江戶の城を責落さんとす」とある江戶は、皆石戶の誤描なるべし、足立郡石戶城を參考すべし。中岬氏慶長圖考には、三樂江戶城を取ると爲し、其始末を述べて曰く、「吉祥寺に藏する亂妨禁制の文書に、甲子正月十七日、遠山左衛門（綱景の子政景なるべし）奉之、吉祥寺と載す、此甲子即永祿七年なれば、此時三樂已に敗れて江戶を去りしを知る」云々、畢竟空想にすぎず、康資の事は本住寺址の條に詳說あり。

新風土記は、太田資久家藏文書を引きて、康資が江戶を去れる時を、永祿六年の冬と定む、其文書に曰く、葛西え敵働に付、新六郞敵陣え移候由、家中儀一段無心元候、寄子加世者事不及申、中間小者迄相改、葛西

江不紛入様可申付候、若又其地え敵働候者、爲始兩人、速妻子を採次郎に相渡、中城へ入候て可走廻候、先忠此時候、恐々謹言、正月朔日、太田次郎左衞門殿、恒岡彈正氏忠殿、氏康(花押)

天正三年の比、江戸城主より法恩寺へ與へし寺領除役の證狀あり、名を綱景とするは疑ふべし。同四年、五年、江戸城普請の文書もあり、同十八年北條の家人退散。凡北條家にて此を抱へしこと、前後合八十二年。

江戸中城塀之事、四間、　阿佐ヶ谷、

右江戸中城塀四間、當郷請取に、自今以後定置者也、依之大風吹散時者、島津主水、小野兵庫助、太田四郎兵衞三人觸次第、三日中修復可致之事、右來四月晦日を切而、塀殘皆に可致之者也、仍如件、追而塀之致樣は、三人之奉行得作意、奉行如申、手際なよく可致之者也、

天正四年、丙子三月晦日、

天正十年の文書、十四年の金目銘など、遠山有景とあるは、江戸城主政景の子とおもはる。天正十八年、豐臣氏來攻にあたり、遠山は相州足柄口に出て拒ぎければ、一族河村兵部秀重代りて江戸城を守り居しに、武田家の浪人周旋する所ありて、河村は城を開きて退きしことは、詳に落穗集に見えたり。家忠日記に、十八年四月二十二日、關東の城々御味方に參候由、戶田三郎左衞門を江戸へ被遣候とあれば、即四月中のことなるにや。細川幽齋東國陣道記に、吉田織部の角田川見物のとき、詠せし歌の返しあり、其日は詳ならざれども、六月二十二日の次に載すれば、見物は其以前のことにして、江戸落城は彌其以前なるべし、是等を以て參考すれば、其事縱令四月中にあらずとも、必ず五月中を出づべからず。

史徵墨寶考證云、延德三年、上杉定正が曾我祐豐へ與へし長狀に「道灌堅固成壘壁、左傳云、都城過百雉、國之害、云々、然者江河兩城如何堅固に候」云々とあるによれば、江戸城、河越城の堅固なりしより、讒間之に乘じ、遂に禍根となりて、道灌は死したるなり、落穗集に、江戸城を千代田、寶田、祝田三村とするも、關東古戰錄には三村を築造奉行の姓氏とす、其事確據なし、要するに德川氏開府の後、好事者之を祥瑞に託せしのみ、初より江戸城もしくは平河城と唱へしなり、もとは江戸太郎重長の館址なりと云へり、又是等の址は皆今の本丸なり、新井白石偶說て西丸の地とせしより、後人多く之に依ると雖、西丸は文祿年間の增築にして、石川正西聞見集に「西の丸も野にて御座候ひつるを、新規に立てなされ候」とあり。○史學雜誌云、江戸城を千代田城と云ふこと疑ふべし、關八州古戰錄、太田系圖、寬永諸家系圖傳等に、其臣千代田、齋田、寶田三氏をして奉行となし、築城を掌らしむと、當時の地形は、世に長祿圖と稱する者あり、江戸圖說集覽等之を增補して傳ふれども、圖より僞撰にして、其原本古板圖を見るに、長祿二年已未二月と記す、長祿二年は戊寅にして已未に非ず、因て考ふるに、圖中地名概ね小山田原役帳處載に全じ、役帳は永祿二年已未二月北條氏の臣松田筑前守等査定する所なれば、蓋後人之に據りて僞撰し、たまたま永を長に誤り、後人之を察せず又其誤を襲ひ、遂に長祿圖と稱し、已未の字を潤るに至りしなり、故に之を柔る能はず、而も此圖は猶役帳に據れるが故に、千代田、祝田の村名を錄せず。○這長江戸圖考云、古戰錄に「天正二年、道灌品川表潛渡りしに、九城と云ふ魚船中へ躍り入しを悅び、吉兆とて千代田、寶田、齋田などいふ所のともがらを奉行とし、江戸、川越、岩槻、鉢形など九箇所の城を取立、云々、落穗集には、「道灌初め本吉祥寺の邊(今拔木鄉邊のこと歟)を城に取立べしと、繩張致候處、夢の告により、只今の江戸城の所へ繩越、在所の者を呼出し尋候處に、百姓共千代田、寶田、祝吉と申三村にて候と答候」云々、按に、千代田等を以て家人の氏とし、或は村名とす、いづれか正さを知らず、殊にかゝる地名の有しことは、他の書にいまだ見えず。

山手(ヤマノテ)

江戸の山手(ヤマノテ)、下町といふこと、紫一本、及び落穗集追加に見ゆるが、開府の當初よりの名稱なるべし。

東京の地勢、東北は連岡起伏して波濤の如く、所謂山手なり、東南は平低卑下にして下町といふ、地質は西北は高燥墟土、東南は卑濕眞土にして、地味固より厚からずと雖、草木雜菜長し易く、近郊果蔬を以て名を得るもの多し。(東京地理沿革志)山手といふことを、玄同放言に論して「今俗日本橋以西、四ッ谷、青山、市ヶ谷、北は小石川、本鄕をすべて、山の手といふ、或人曰ふ、物には山の墟と書きたるものありと、按するに、山の里たるべし、里字にテの訓あり、萬里小路をまでのこうぢと讀まするが如し、山城の井堤、又井手或は堰堤に作る、これも井里なるべし、或は問ふ大手搦手の手はいかに、答へて曰、別の儀なし、宋以來陣隊にいふ鎗手、弓手の手の如し」云々、此說はいかゝあるべき、思ふに、山の手の手は、ツテ(傳)の畧にて、即方の義ならむ、行く手、上手、下手の類皆同じ。(東京名所圖會)

下町(シタマチ)

部内低地の總稱にして、日本橋、京橋、芝、神田、淺草、下谷の數區にわたり、山手の對名とす。

史學雜志云、江戸往時の地形を察するに、下町の地は平坦なれども泥洳多く、往々入江をなし、蘆洲荻渚、所々に點在して、日比谷門の邊より東南、及び濱町以南、靈巖島町、南八町堀、築地濱等の地は、皆海面に屬す、岩淵夜話別集曰、東方下地の分は、爰も彼も潮入の蘆原にて、町屋侍屋敷を十町と割付べき樣もなく、亦西南は渺々と萱原武藏野につゝき、云々。○昭代記云、烈祖之奠

府江戸也、群下多謂、江戸城古昔陪臣所建、規摸陜隘、非八州太守之居也、城東澤藪接海、蘆荻叢生、西北墻壊坡圯、灌莽鬱蒼、渺無際涯、無地可以列邸宅、烈祖相地、増築牙城、於中央最高處、以芮搆處、爲西城闕、西北爽塏、給庶士宅地、曰番町、開市廛於麹町、東南芟蒲葦、埋洲渚、鑿川渠、架橋梁、淪淤塞流、埆磽荒蕪之地、坦爲車馬之衢、四達旁通。

豐島郷（トシマ）

和名抄、豐島郡驛家郷。○延喜式、武藏國驛馬豐島十疋、傳馬豐島郡五疋。○豐島の驛家は、郡名の本つく所たることは、續記「神護景雲二年、武藏國乘潴豐島二驛、承山海兩路、使命繁多、乞准中路置馬十疋」とあるにて推斷すべし。乘潴は其地明白ならねど、豐島と多磨府との間たるべく、(豐多摩郡天沼アマヌマを參考すべし)此二驛が海道(下總)と山道(下野上野)との兩路を承けたることも、形狀契合す。但し寶龜二年に、大政官奏、武藏國雖屬山道、兼承海道、公使繁多、祗供難堪、其東山驛路、從上野國新田驛、達下野國足利驛、此便道也、而枉從上野國邑樂郡、經五箇驛、到武藏國、事畢去日、又取同道、向下野國、今東海道者、從相摸國夷參驛、達下總國、其間四驛、往還便近、而去此就彼、損害極多、臣等商量、改東山道、屬東海道、公私得所、人馬有息、奏可、

當國を海道に專屬せしめられしに因り、山道の公使往來は絶え、延喜式によれば、荏原郡大井驛より當郡當驛に至り、利根川(隅田の渡津)をわたりて、下總國葛飾郡井上驛に向ふこととなれり。(されば其利根の河津は、伊勢物語に見ゆる業平の都鳥を詠ぜし津頭にして、其後までも名たたる石濱、橋場にあたること、疑惑を容れず)かくて豐島の郡内にして、郡家たり、驛家たるべき要樞を求むれば、中世以降に江戸と云へる者、蓋その舊地のみ。即後の館城及び平川神田等を以て、豐島驛家の郷域内にあつべく、中にも驛亭は平川村にあたるべし。諸書或は北豐島郡に豐島の村名あるにより、彼地を以て古驛に擬するは失當を免れず、地理に背く甚しければ也。

江戸築城以後の形勢を論ずれば、江戸城の城門前後に市場ありしこと、靜勝軒詩序に見え、(前門は平川町にて、後門は國府方ならん)道祖土文書にも、江戸城下に宿町あること見えたり、(神田臺の條に文書を引く)落穗集には城門の前を平川町と云ふと明記す、此平川町やがて江戸町にて、後の丸之內大手外大名小路に當り、淨心見聞集は特に豐島といへり、古の豐島の驛家、豐島の本郷の此間にあたるを證する者歟、龍之口傳馬町址を參考すべし。

慶長見聞集云、見しは昔、當君武州豐島の郡江戸へ御打入よりこの方、町繁昌す、しかれども地形廣からず、是に依て豐島の洲崎に町を建んと仰有りて、慶長八卯の年、日本六拾餘州の人歩をよせ、神田山を引くづし、南方の海を四方三十餘町余うめさせ、陸地となし、其上に在家を建給ふ、又云、見しは昔、江戸町の跡は、今大名町にて、今の江戸町は十二年以前まで大海原なりしを、當君の御威勢にて南海をうめ、陸地となし町を立給ふ。

○慶長圖考云、淨心見聞集に云へる江戸豐島の町とは、今の大名小路にありしにて、文明年中の江戸城記にも、城門の前に市場をまうくとあるより、打續きたる町なるべし、落穗集にも「天正十八年御入國の比をいはんに、町などは甚すくなくして、下町(慶長八年以後に開きたるもの)など一町もなく、平川御門外に、平川町とて町のありしが、それより今の麴町の方へつゞき、甲州海道と云しがありしとなり」云々、此にいふ平川町は、原書專平川天神に就きていへるなれば、外の町に言ひ及ぼさずと見ゆ、平川にのみありしにあらず。

——◆◇◆——

東京城（トウキヤウ）

舊江戸城の內郭(內城とも云ふ)にして、本丸、西丸、西丸下、吹上、北丸、三之丸等を籠め、全城市の中心にあたる。今も皇居(西丸)を擁し、壕塹壘壁、舊に因りて修理し、諸門衞を固くせらる。南には櫻田門、東には馬場先門、和田倉門、大手門、北には平川門、竹橋門、田安門、西には半藏門等とす。(近年半藏、田安の間に番町バンチヤウの一口を造らる)內郭四周の諸濠水は、地勢の高卑に從ひ、堰塘を設けて其流放を制し、其剩餘の水は和田倉門外に於て、日本橋川に注下す、其注口を龍口タツノクチと稱す。

慶長三年古圖に參考するに、今の內郭は大略已に成形して、壕池周圍せり、其北東頭に平川を帶び、大手曲輪をも丸之內に圍みたり。慶長八年乃至十二年に、八重洲、日比谷の間に新地を埋築し、東南一帶を收めて附郭とし、其外壕を造る。寬永十三年、更に西方に土功を起し、且麴町、番町等の外に溝塹を穿たしめ、外壕此に及び四周し、惣堀と稱す。一書に、本城十萬五千餘歩、(二之丸三之丸を合す)西城八萬一千餘歩、吹上十萬三千餘歩、外に北丸あり)內濠の長さ五十四町許と云へり。

德川實紀云、慶長八年二月、諸國の大名より各丁夫をめして、江戸の市街を修治し、運漕の水路を疏鑿せしめらる、越前宰相秀康卿を上首として、これに屬する者三人、松平下野守忠吉朝臣を上首として、これに屬するもの四人、加賀中納言利長卿を上首として、これに屬するもの四人、上杉中納言景勝卿を上首として、これに屬するもの三人、本多中務大輔忠勝を上首として、これに屬するもの四人、蒲生藤三郎秀行に屬するもの一人、伊達越前守政宗に屬するもの一人、生駒讚岐守一正に屬するもの十八人、細川越中守忠興に屬するもの十八人、黑田甲斐守長政に屬する者三人、加藤主計頭清正に屬する者三

人、淺野紀伊守幸長に屬するもの十一人、この役夫すべて千石に一人づゝ課せられければ、世に千石夫とよべり。當代記云、慶長十一年、諸大名江戶普請衆として、自身各江戶着、扨土は何も令在江戶、人數は石船運送、伊豆國石積船以下三千艘有之、一艘に百人持の石二ッ宛入る、一ヶ月に兩度江戶へ令往返、江戶城石垣分七百間、高さ貳十二間貳十三間有之と、云々、於江戶此當買の石有、百人持の石一ッを銀二百枚宛也、ゴロ々石は一間四方の箱一ッを小判金三兩宛の價なり、關東在國之衆は、去年將軍上洛し給依、造作普請被免、但去年留守居不上洛之衆、千石に一人宛人夫を出す云云、慶長十二年三月江城修築のために、關東萬石以上は一萬石毎の定制をもて、栗石を江戶に貢す、上野の由良[illegible]運漕すといへり、紀年錄云、寛永十三年、從今春江戶之構、升形並石垣、西國中國四國等諸大名勤之、同[illegible]塀土手、奧州羽州關東等諸大名勤之、石垣[illegible]六組、升形者虎之門、御成橋、喰違小升形、赤坂、外櫻田門、市ヶ谷牛込口、小石川口、淺草口、溜池櫓臺、堀方七組、伊達治家記錄云、江戶城外郭、市谷等、堀方[illegible]、寛永十三年二月より、市ヶ谷より伊賀町まで、七組割附あり。

宮城（キユウジヤウ）

東京城の中央、稍南に寄り、霞關、日比谷の北に當る。東は前苑、西は吹上、北は本丸、昔城濠を以て相限り、壁閣中に在り、即皇居なり、正門（セイモン）の前に二重橋（ヂユウバシ）と云ふ、地の高下に隨ひ、二橋を架し、先南行して下橋に上り、大升形（オホマスガタ）に入り、更に西行北行して高橋を過ぎ、禁垣（禁門）に入る。門内[illegible]て、高下二箇の橋影を見るべし、後門は正門の北に在り、坂下（サカシタ）と名づく、共に正門前の苑より通ず、宮内省、侍從職の廳舍は、坂下門内に在り。

（二重橋）

今の宮城の地は、德川氏の時の西丸（ニシノマル）なり、新城（シンジヤウ）又西城と云ひ、退老、又嗣君の宅に充てられき。明治元年十月十三日、至尊東幸の時、本丸の舊營は災後の修理なきを以て、西城を以て行宮に供せられ、駐蹕四十日にして西幸したまふ。翌年三月東幸、爾後永く此に御し、仍て遷都の事を實にしたまふ。而も當時西京の人心は、遷都を欲せず、京都の舊貫を保持して、車駕の還幸を希ふ、故に東京の宮中を稱して假皇居と曰へり。明治六年五月五日、假皇居火あり、皇上之を避けて赤坂の德川邸（和歌山藩上屋敷）に移御したまふ、仍て赤坂假皇居の稱あり。十七年七月、皇居造營の役起り、地を西丸に相し、二十一年十月竣功す。翌年一月新宮に遷御、號して宮城と曰ふ、當時[illegible]、正殿、[illegible]宮等、皆成る。

（西丸）

紀年、朝東京城、　　小野　湖山

[illegible]

西丸は往昔道灌の築ける外城の地なるべし一說、此を當時江戶本城の[illegible]一た、山傳圖の如く、西城は德川公入國以後築きありし者なり、今西丸の[illegible]なる逃山、古來道灌の[illegible]見山と申傳ふ」云々、蓋し、慶長[illegible]に、大者物語に云へる「道灌の居城のうち、山里（ヤマサト）といへる所」を、今の吹上に當てて、「今の西丸の方も、道灌の内なりしなるべし、近き頃西城の修理ありしに、積櫓の礎のきたる瓦出し、是れ全く太田家の紋なり」云々と註す。實紀日記に「天正二十年、三月二十九日、江戶御普請、御隱居御城堀普請、五月三日普請出來候」とあるは德川家康が[illegible]役にて、當時家[illegible]退隱の處に卜定せられしを知るべし。〇德川實紀云、慶長十六年三月、江戶の西城修造あり、松平陸奧守政宗、鍋島信濃守[illegible]茂その役を課せらる、營作の法令五條御下さる。〔御年譜、寛永圖〕〇御府内備考云、西丸は御當家にて新に御取立ありしゆゑ、最初より御門の橋とて、美を盡して造らせ玉ひしと見え、二重橋の葱花子銘に「慶長十九年、甲寅八月吉日、御大工椎名伊豫」と鑄り、大手橋葱花子に「寛永甲午年、八月吉日、御大工」云々と銘す、是江戶御城橋中にて、最古き葱花子なり、此餘は皆萬治以後の銘を彫れる者のみ

紅葉山（モミヂ）

今宮城内に屬す、一箇の丘にして又楓山に作る。慶長[illegible]年古圖に、西丸の名を載せずと雖、其一部の[illegible]を明記す（二重橋の堀形はいまだ見えず、[illegible]にあり此堀を見るべし）中に紅葉山、下山の二丘ありて、其東門を山の御門と稱す、後の坂下門なり。二重橋の邊には「[illegible]」と稱す、即當時家康の隱居所に擬せし新營なるべし。慶長十年古圖には、西丸の名を載せ、其殿中向を畫[illegible]せざれども、二重橋の堀を開き、[illegible]したれば、此世の者と同じからず「もみぢ山」は[illegible]南[illegible]、及び[illegible]古圖にも見え、[illegible]ある事を察す、此閣は明治元年に撤毀せられたり、又古門に紅葉山西閣堂屋敷といひし倉庫あり、寛永十七年より寶藏と改號し、後世楓山文庫と稱する者即是なりき。寶藏と西丸詰[illegible]との間は即下山にして（延寶安見圖等には、道灌山と[illegible]し、諸書或は山里（ヤマサト）と云へり）共に將軍家歷代の小廟を置きしも、[illegible]之を[illegible]くし、今は禁垣に入り後庭と爲れりとぞ

台德公實紀云、元和四年三月、西城の北、鷺の森に於て御宮構造せらる、是今の紅葉山なり。〔本光國師日記〕（萬治聞見集云、關東御入國の頃は、西の御丸も野にて御座候つるを、新規に被成立候、山の手の惣堀も其已後に御掘らせ被成候、西の御丸も堀そこより石垣に被成可然と、皆々被御申上候へ共、將軍樣御合點不被成、中ほどより石垣に被仰付候、かやうに暫に被成候も、諸人若勞仕いたはりと、其頃下々取沙汰候つる。

○板坂卜齋覺書云、慶長九年、家康公江戸御立の時も、御隱居くるわの下には、馬上七八十もあり、しばの出口、品川の入口出口、河崎の入口出口には、三人五人充、道の端へ出御目見仕候。○川本文書、江戸御奉行御達、天正十九年、小田原御門御番屋、また下山御番屋の兩所あり、當時青山常陸、內藤修理の兩衙ありしを知る。〔校註天正日記〕

落穗集追加云、關東御入國の節、只今の西丸の所は野山にて、所々に田畑も有て、春は桃櫻躑躅などの花も咲、於江戸貴賤の遊山所に致し、天地庵と申常念佛堂なども有之候なり、はるか後に權現樣御隱居所にも可被遊との御事にて、外かまへの御堀御石垣等も出來、其內に御屋形も立揃ひ、其節は新城と申候と也、去に依て御本丸とは取はなれ、紅葉山の下通りを半藏御門の方へ、行ぬけの往還にて有之候に付、御新城の御取立已前は、紅葉山を諸人の慰所に仕候となり、かねては御新城を御隱居所にと有之思召に御座候所に、關ヶ原御勝利以後、天下御一統ゆゑ、駿府を御隱居所と被遊候に付、御新城の義も御曲輪內と罷成、紅葉山と坂下の兩所に、ふまりの御門出來、御本丸と一構に被仰付候を以、山王の社へ參詣も成かね、貴賤共に氏神詣迷惑仕候段達上聞、半藏御門外御堀端へ山王權現の社新に御建立被仰付、別當には西教院、神主には日吉大膳を被仰付、殊の外繁昌仕候。

吹上(フキアゲ)御苑 京城の西南區にして、直に宮城の西に隣り、濠水を以て相限る、三門を設けて相通じ、西は小門半藏口を以て外郭(麴町)に通ず。又外郭半藏門より入り苑垣に縁り、東北本丸の北に至り竹橋門に至る通路あり、平時には庶衆の往來をゆるさる、代官町又は松原小路と云ふもの是なり。苑の北門は本丸北拮橋(キタハネ)と相望み、本丸の西に當れり。(此北門より紅葉山を經て、宮城宮內省に至るべし、故に俗に裏門又通用門といふ)

(半藏門)

江戸名所圖會云、吹上は舊名を局澤といふ、凡吹上とは江河に臨み高き地をいふなるべし、駿州富士川の邊、又武州荒川の邊、吹上といへる所あり、又江戸小石川の氷川明神の前の地、舊名を吹上と云ふも、小石川の水流の低きに臨める所なる故に、しか號くるならむ、其外相州藤澤の邊、武州鴻巢の邊にも、皆此名あり。

慶長三年古圖に據れば、吹上には御代官衆、年寄衆、御番衆、山野殿、(山は上の誤にて本多上野介の邸歟)馬屋、醫師などの邸宅ありて、西は甲州道の口を承け「國府方より角筈へ出つ」と註す、國府方(コフカタ)とは、後の麴町にあたる、其西丸との交通は大切門(後の三角矢來、吹上門)御裏門(今の釣橋門の邊)メ切門(シメキリ)(後の紅葉山下門)の三あること、今日の形狀に大差なし。同十年郭內圖には、吹上の大半は家中諸士の宅に割與へられ、本多佐渡、石川日向などの名あり、又半藏(ハンザウ)門の所に「半藏町口」と標せり。

按、此に半藏町口と云ふに因れば、當時麴町の方を半藏町と呼びしを知る、蓋服部半藏てふ伊賀衆の組の頭が、國府方、四谷に住宅せるに起る歟、四谷伊賀町を參考すべし。○又按、半藏町、貝塚邊の濠池は、慶長十六年に至り、其深廣を加へられ、當初は猶狹細なりし也。仙臺殿貞享書上に「十六年、江戸西之丸普請、政宗も被仰付候、四月堀底け申處、縄張、貝塚御堀取附申候、五月、半藏町御堀芝掛候」。〔朝野舊聞裒稿〕

かくて慶長の末、元和の頃には、尾紀水の三親藩の邸をば吹上に置かれけれど、猶代官年寄などの人々の邸は、半藏、竹橋の兩門の間に散在せること、寬永圖に明なり。蓋明暦以前には諸邸と花園并び置かれしが、火後に先三親邸を移去し、元祿寶永に至り、更に小邸をも一掃し去りて、全く修理して苑囿とせられし也。半藏門は今門扉を去り、升形の壘壁存す、麴町門とも稱す。

明暦大火の記事後見草に曰く「西の丸下馬先、外櫻田御門までの內、少し西の一片輪燒殘り、詰申す人數十萬人も可有之、紅葉山西の御丸へ不思儀に火移り不申、上下數萬人、此所にて命を助り申候、上樣は井伊掃部頭赤坂の屋敷へ御成可被遊の處、永田町邊切、御道筋無之故、山里御茶屋に被爲成候、吹上御門の外に、御三家樣御上屋敷有之、不思儀に燒殘り候が、此際に其節まで鹽硝藏あり、是に火入不申、御天命に御叶ひ申候」云々、硝庫は慶長中より此に在り、〔朝野舊聞裒稿〕廣芝の西北にあたる。

吹上訪古錄云、吹上苑、東西約五町南北十町、地積凡十萬三千餘坪、此地吹上の名ある亦久し、舊志に寬永六年吹上口、及び山里升形を修築すと、〔東武實錄、大猷院實紀〕當時已に吹上の稱あるを知るべし、而て其義は凡高敞の地の池澤に臨む者を吹上と云ふ、〔南向茶話〕蓋今吹上門の邊、其名の由て起る所なるに似たり、然るに世人往々花壇の噴泉に因て、吹上の稱ありとするは謬れり、(噴泉を設けしは、北丸經營以後の事なり、今は噴泉もなく、獨其甃石を存す)寬永圖に、今の花壇の地に馬房あり、正保圖には植木屋舖とあり、即花畑と云ふに同じ、〔府內備考、君臣言行錄〕實に本苑の濫觴する所なり、明暦三年大火の後に、舊國師邸を併せて苑內に入る、是より先元和寬永の頃、半藏門內は左右皆邸第に供せられ、三家以下、大小將士の宅二十八九を列す、明暦の火を經て、三家は他に移轉し、其址多く空閑となる、元祿の季に常憲公の北之丸を經營するに及び、邸宅は悉く外に移し、其地皆花畑に併せ、劃して三區と爲して修營せしむ、〔憲廟實錄、萬年記、府內沿革圖書〕寶永中文昭公に至り、遂に泉石を設け、草木を植ゑ、亭舍を造り、苑囿と爲さしむ、因りて益其境土を廣め、代官町、北拮橋の

外をも收め、之を馬場曲輪と云ひ、即吹上花畑奉行を置き之を監す、「文昭公實紀」有德公の時、苑内の營造稍華靡なる者を毀撤せしめられしも、仍遊息の所と爲したり、「兼山麗澤秘策」其後浚明公の時に至り、復修治する所あり、而て今存する所の遺構は、大率文恭公の經營に係ると云ふ、大政維新の後禁苑となり、明治五年、西城山里との間なる拮橋を改め、洋式の釣橋とせらる、長三十八間。○吹上苑内大別して三區と爲す、南を新構、中を廣芝、北を田地と云ふ。新構とは享保中月光院（七代家の母）の爲に新邸を結構したる跡にして、明暦以前の尾州の邸なり、舊花壇、舊馬場、吹上村、眞木茶屋、寒竹村、新馬場、新構茶屋、三角矢來など此に屬す。廣芝の東南に大池あり、琵琶湖の景に摸す、江戸著聞集、無名翁隨筆等に據るに、元祿中已に此池ありて、舟を泛べて遊樂せられしに似たり。池の北なる楓林、紅葉茶屋は文昭公の時に作りたる由、實紀に載す。田地と廣芝の間なる地主山は、富士見臺とも稱し、苑中第一の崇阜也、瀧見茶屋は田地の南にして、其南を花壇とす、即大猷公の初めて置きたる花畑なり。上覽所は田地の東北なる北門出入の門郭にあたり、正德年中に殿舍を置かる、將軍が山王神田兩社祭禮の行列を觀、或は朝鮮馬場の馳驅を閱し、或は三奉行の公事裁判を聽きし等、皆此なりき、織殿、機殿、製糖所、鷹部屋等も此郭内に在りき。

屋代氏守邇云、吹上御庭、寶永二年開發、紅葉茶屋及泉水三千七百五十坪、同三年成、地主山清水觀音堂、同七年成、享保八年取拂根津へ遣さる、瀧宮のみ殘る、白鳥堀三百七十五坪、瀧見茶屋寶永八年成、泉水五百三十六坪なり、廣芝一萬三千餘坪、田地四段七畝餘享保中成、三角矢來の物見所享保六年成、花壇の上覽所及吹水同二十年成、新茶屋及泉水六百七十坪寶暦六年成、諏訪宮の腰掛寛政七年成、織殿同八年成。

今賢所は苑の中央なる紅葉茶屋より稍南にて、舊在郷家など字せる地におはす。明治二年、大嘗祭の壇場も此と聞けり。又吹上御苑と宮城の間なる御堀を、古來道灌堀といへり、舊太田氏外城の遺構なればならん。御苑の西なる大濠は謂ゆる辨慶堀にて、慶長兩古圖に道灌堀、辨慶堀相通す。又三角矢來の邊は閑地にて、竹藪なりし由なも註記せり。今は此三角矢來の地に、振天府てふ名高き御藏を置かせらる。

樹の下露（新見伊賀守正路文化十年作）云、廣芝をへて、元道といへる坂を東へあゆみ行けば、花壇といへるむま場あり、春秋の草花何くれと植置れたり、梅もあまた咲出たり、右の方には御まし所有、椽の前に大なる石の水盤あり、其向ひに高くわきあがる水あり、あがるは凡八尺斗り、四方へ散る幅二間餘もあるらんと覺ゆ、攝津守正敦朝臣此所にて「風にちる花かあらぬか白波の吹上の濱の面影にたつ」とよまれし言の葉、げにもと思ひ出らる、又西の方を見やれば、巖をつたひてなだらかに落くる瀧あり、此瀧は古へよりかゝりたるも、年を經て土砂木の葉などに埋り絶たりしを、寶暦の頃御庭の者筆頭役太田作兵衞、再び發してのち、日出度水のかゝるやうに成りぬ、末は清きながれにて、河骨、杜若、おもだか、其ほか水草あまたあり。

局澤　今吹上、及び北丸にわたれる惣名にして、古の村名とす。小田原役帳に、島津彌七郎六貫文、江戸局澤と載す。天正十八年日記に、局澤所々に、寺院の在りしを移轉せらるゝこと見ゆ、曰く、

九月五日、つぼねさはの寺々殘りなく引うつし候へと、御出さる、日蓮宗五ヶ寺、貝塚の末寺三ヶ寺、眞言二ヶ寺、天台宗一ヶ寺、禪宗五ヶ寺、都合十六ヶ寺也、七日局澤の墓總て引移し可申、施主の知れぬ分、公儀にて御移しと申事。

蓋局澤は當江戸の寺町なりき、此寺多くは神田臺と谷原町（東神田）とへ移され、其地は郭内に收めらる。（この局澤に在りし寺々の名は詳ならず、平川口大手口芝崎邊にも寺院ありしが、同時に移轉せられしごとし）吹上訪古錄云、局澤の名は北條分限帳に見ゆ、相傳ふ、其地に善德寺、聖德寺、専稱院等ありしを、文祿の初めに他に移すと。江戸圖說、文政寺社書上。

（竹橋）

北丸　吹上の北にして、今代官町とも呼ばれ、近衞師團各隊の兵營を置かる。其東南門を竹橋と云ふを以て、俗に竹橋營所と稱す。此一郭は北門を田安と云ひ、九段坂田安臺（今富士見町）に通し、東北面に清水門あり、南は竹橋門（升形なけれど木柵門あり）より半藏門に至る通路を帶ぶ、代官小路是れなり、小路を挾み、東南に本丸の一郭あり、其門限を北拮橋と名つく。

（代官町）

慶長三年古圖に據れば、北丸は吹上に連接し、御城地御代官門を承けて、北方なる上州道に通する一區にして、「此邊北之内と云」と註したり。此上州道の北門は名を揭げずと雖、今の田安門にあたる、門内左右に竹藪あり、又御番衆の邸あり、藥師と云ふは佛堂ならん（此堂後に聞こえず、而も寛永圖の國師邸と少異あり）又東方大手郭への通路は、竹橋のみにて、清水門はなし、御代官門は今の北拮橋に同じ、同十年圖に至り清水門成れるを見る。○紫一本云、麴町の御門より松原小路にさしかゝり、南を見れば紅葉山なり陶々口にまかせて、「仰見金城向午門、巍然神廟照人寰、五雲映日森林上、自是四時紅葉山」東は御本丸數千丈の石垣は、刀にてけづり立たるごとく、幾千尋の御堀は、底深うして碧潭のごとし、竹橋の御門を出、平川口を要手に見て、御堀にそひて行程に、大下馬前に出にけり。○江戸名所圖會云、松原小路とは田安御門の内なり、昔此地松原にてありし

（松原小路）

を、結城秀康館を建て、木立(コダチ)の御舘と呼びけるとぞ、往古太田道灌「我庵は松原つゞき海近く富士の高根を軒はにぞ見る」(紫一本)と詠みし和歌によりて、しか名づくといへり、或人曰、此南に増上寺の黑本尊の御堂ありしとなり、依て考ふるに寛永九年の江戸圖に、今の代官町朝鮮馬場の邊に、國師やしきと記してあるは、觀智國師のやしきを略して云ふならん、當時黑本尊も此所に安置してありしなるべし。○吹上訪古錄云、元和の頃、竹橋より半藏門に通して、二條の大路あり、之を松原小路といふ、「再校江戸砂子、寛永江戸圖」延寶安見圖鑑に「田安門內は代官町、鼠穴与小路町內は紅葉山、松原小路」とあり、延寶元年武鑑には、松原小路より西に入る袋町を以て鼠穴と標せり、寛文七年屋敷附に、代官町木立とある地も即鼠穴なり、紫一本に、越前秀康卿の木立の舘と云ふは疑ふべし、此木立を奈半年表に、駿河忠長卿北三之丸邸と載せ、寛永圖に大納言樣とある者是なり。以貴小傳云、大猷院夫人の中の丸殿と申せしは、鷹司攝政家(信房)の姬君にて、寛永のはじめ婚禮ありしも、琴瑟のあひやはらがせ給はぬ故も侍りしにや、御子などもおはさず、記錄にも御臺所と志るせし事見えず、廣芝といふ所にすませ給へり、駿河大納言殿のみたちは城の北にあたりければ、北の丸といふ、その中ほどにありしかば、中の丸といひしとなり、さらば今の吹上の御園の內なるにや、廣芝といふ名あり。○今按、寛永中吹上は尾紀水の三邸に充てられたれば、中之丸と云ふも、本丸の中の小邸なるべし、寛永圖には、北丸に天壽院殿(天樹に同く、二代將軍の嫡女千姬にや)一位局(雲光院阿茶女)あれど、中之丸殿なし、延寶安見圖鑑には、木立の駿河邸を二分し、北を米倉、東を「三之御丸」とし、「三之御丸」の東、竹橋の門內を「中之御丸」とす、猶考ふべし。又同圖に米倉の西に火消邸あり、後の吹上園の地主山にあたる。

(清水門)

田安門(ダヤス) 北丸の北門にして、九段坂上に出づ、謂ゆる田安臺是なり。古圖に此門を、江戸城よりの上州口とす、蓋小日向、練馬より川越を經て、上州信州に向へるを、當時の大路としたればなり。見聞集には江戸五口の一、田安口と云へり。

新編江戸志云、古へ田安御門の邊を田安の臺といひ、牛込御門の邊を下田安と申ける。○武江圖說云、古へは此邊より飯田町番町へかけて、田安村とかいひしなるべし、此御門元飯田町口となり、或人云く、此田安の民家國初のみぎり、今の牛込白銀町と云邊へうつすと。○江戸の昔、世にきこえし田安家の祖は、吉宗公(八代將軍)の第二子宗武卿にして、享保十六年、田安御門內にて屋敷を拜領し、明和五年權中納言に任じ、田安中納言殿と稱す、清水家の祖は、家重公(九代將軍)の息重好卿にして、寶曆八年、清水御門內にて屋敷を拜領し、御賄料は田橋と共に各拾萬石なり、一橋家を併せ、三卿と稱へられき。○清水門(シミヅ)は北丸の東門にて、竹橋の北、田安門の東南に在り。慶長古圖に此門と思はるゝ邊より西北は、濠池を見ず。されば清水と田安兩門の間なる牛が淵の深塹は、平川の外堀へ連なれど、竹橋の內堀に接せず。其後に至りて改修せられ、寛永圖に及び、現形に同じ。○府內備考云、清水門は往古此邊に清水湧出しけるより名とするよし、古老のいひ傳なり、又淺草新堀端の江北山清水寺の傳へに、此寺初め平川清水にあり、慶長年中馬喰町へ移され、明曆丙丁の後今の地に再轉せらる、文政四年二月の頃、清水門の北なる土堤崩れし時、曆應、寶德、應永、嘉吉等の年號彫たる古碑數枚を堀出せし事あり、其古碑既に清水寺に引渡して今に存在す、是寺蹟たるの據とすべし、御門は寛永元年に建てられし由、寛永日記に見ゆ。

本丸(ホンマル) 宮城の東北に隣り、北丸の東南に在り、此一郭は深濠高壘四周して、北に天守臺あり、東隅を二之丸と呼び、即德川氏の柳營を置きし所なり。慶應三年十二月、營中燒亡し、尋いで兵亂起り、德川氏城池を官軍に納れ、爾後廢墟と爲る。今宮內省の侍從、調度、內藏、主馬等の局寮在り。天守臺、及びその東邊は、中央氣象臺に供用せらる。

本丸は西に西桔橋(ニシハネ)あり、吹上苑に通し、北に北桔橋(キタハネ)あり北丸代官小路に通し、東に天神橋松原門あり三之丸に通し、下乘橋あり東曲輪大手門に通し、南に蓮池門あり宮城に通す。○蓮池門內に三層閣あり、富士見の御矢倉と呼ばれ、舊建築の一とす。太田道灌の、靜勝軒を置きて、大岳を望みし含雪窓も、此ならんと說く者あり、いかにや。靜勝軒の記に據れば、本丸は謂ゆる中城(チュウジャウ)にて、多く古文書に見ゆ(二之丸は慶長圖、寛永圖に區分せず)靜勝軒記は、其詩術溢美浮泛の嫌あれど、記實の書たるを失はず。

靜勝軒銘詩、并序、原注、武州江戸城、太田春苑道灌、號靜勝軒、其南掛洛詩板、其東掛此詩板)

(梅花無盡藏)

(前略)城營之中有燕室、曰靜勝、西爲含雪、透貫重々窓櫺、而戶巧鑿二三尺圓窓、々々之中望千萬仞之富士、東爲泊船、上下天光、一碧万頃、并呑數州、(中略)新設壘壁、遠駕橋梁、倉廩紅陳之富、歲粟而雜皂莢、市廛交易之樂、(原注城門前後市場)擔薪而換柳絮、僉曰一都會也、城中之瓦六井、雖大旱其水無竭、其壘營之爲形、曰子城、曰中城、曰外城、凡三重、有二十又五之石門、各掛飛橋、懸崖萬仞、而臨無地、(下略)

今按、靜勝軒は一館閣にして、其南軒に名つけ、西窓には含雪と云ひ、東亭には泊船と云へるごとし、縱令室を異にし屋を別つも、遠く地を隔てしにあら

梅花無盡藏集に「靜勝軒迎余晩讌、閑窓則隅田川在巽、筑波山在北、富士之諸峰在三日程之西、向東南海波萬頃」と叙したるにて知悉せられたり。又蘂景集に望士樓と云ふ名出づ、即ちふじみの樓閣の義とす、宗牧紀行に云ふ所の富士見の亭とあるも同じ、是等皆一閣の別名と稱すべきに似たり。○落穗集云、只今の富士見の御櫓、八方正面にて有之由、我ら若年の比、北條安房守殿、小川町の屋敷に於て、氏長雜談あらせ候は、八方正面の矢倉抔申す物は、太田道灌たとへ何程の城取功者にても、態とたくみてとらるゝものにては無之候、第一は其地形により、次には繩張の模樣に依て、自然と出來る事に候、道灌以來、城の高みに造り置しものゝ殘りたる也。○今按、富士見矢倉の西北に舊府庫ありて、富士見寶藏と呼べり、又矢倉の東邊を寺澤（アラサハ）と呼び、此にも府庫ありしが、寺澤金藏と呼びき。

左金吾源大夫江亭記跋

關左形勝之雄、以武爲冠、武者大國也、其山水奇傑、面兼要嶮者、江戸其武之冠乎、距相府連幕、可百里焉、綠蕪白沙、並海以北、王替之山、羅帶之水、戯洪忘勃、面不覺日之將晩也、翠樹丹崖、乾然以高峙、珍卉佳木、蔚然而中秀、迺左金吾公源大夫之所築新城也、攀以登焉、俯以臨焉、四面斗絕、直下百丈、東南佳山水、歷々以在枕履之下、南顧則品川之流、滔々洋々、以築碧、人家鱗差乎北南、而白塔紅樓、鶴立翠飛、以翼然乎其中、東武之一都會、有揭一益二之亞稱也、東望則平川縹渺兮、長堤縵廻、水石塊偉兮、佳氣鬱芬、謂之淺草濱、白花大士遊化之場、巨殿寶坊輪奐、以掩映乎數十里、瀕中稍落之妙境、神人所幻云、其後則滄洲茫乎、百川與海會、吳楚東南坼、乾坤日夜浮、即此乎、其前則谷岩出沒、而富野蒼岱、天塹之表多仞、一大當關、則百萬不可以近之、乃知此地形勢、實一方金湯之最、而無所與二也、昔周室中微、有諸侯患、仲山甫城于東方、國人安以集也、宣王大興焉、公柵於斯、外扼敵之喉襟、內據武府之腹背、東民賴之、公之功可謂與仲山甫顏行者、城上置閣曰靜勝、靜蓋兵家機密乎、當其西齋、面有富士峰之雪、天削芙蓉、以玉立三萬餘丈、其窻日含雪也、凭南檻則積水涵天、沙嘴含吐洪潮、以出縮于曉夕、群山隔岸、雲鬟梳洗濃翠、而隱見于陰晴、自然無軸之畫也、島渚汀、漁家民居、杙籍以雜處、沙戸水扉、人朴地淸、旅船之所泊也、背龍赤雀、舳艫相銜、閩棹桂槳、絢經舫緯如織、而欸乃之聲無斷也、江情湖思、寔樂奕哉、綠小亭曰泊船也、摘字於浣花詩史、其人襟宇瀟洒、措意於騷雅之域、非語而可以知而已、（中略）文明丙申秋之抄也、湘山暮樵得么、「江亭記」

慶長圖考云、源白石の說に「靜勝軒は今の本城にあるまじ、西城は昔の本城の跡と見えたり、舟見山ありて外より見えざれど、極めて高し、此所子城とおもはる、當時櫻田大手の門を泊船門と云ひ、此邊より比々谷門外は入海にて、後世築立られしと云ふ、昔の本城は今の西城ならん」云々とあるは、如何あるべき、西城の方も構の內なりといはゞさもあるべし、江亭記の文を見るに、今の西城と思はれず、又本城の北畔に菅廟を立しこと、萬里の詩序に載せ、今の梅林坂の邊を云へば、本城は今代にも本城なり、道灌卒去の後は、梅花無盡藏に「長亭丁未、扣品河之岐軒、途中之濱、而見六七小舟、搬品河之土、蓋爲浚江戸之城壁也　騷屑之餘、殃及舟楫、感嘆無措、作是詩」「潮氣春濱萬頃連、觸蠻無地不紛然、重城日々勦塗壁、馬上今看搬土船」、是によりてみれば、上杉家より曾我氏をこめしのち、初て修補を加へしことなるべし、又北條盛衰記に「江戸の本城には富永四郎右衛門、二の丸に遠山四郎兵衛、香月亭に太田源六をおかれし」と、富永系圖に「天文三年（按大永四年の誤成べし）北條初て當國豐島郡江戸の城に居し時、四郎右衛門政直その番をうけたりし」と、又道灌日記といへる書に「太田萬好齋（源六資高）小田原の氏綱が聟たれば、其好みを以て、大永四年岩淵より江戸へ歸る、氏綱より本領を賜はり、江戸の城へうつれり」と云々、是等によれば富永、遠山、太田の三人にて此城を守りし事知るべし。

落穗集云、遠山時代の城と申には、石垣など築候所とては、壹ヶ所も無之、皆芝土居にて、土手には竹木茂りあひ有之候由、御入國の刻、御本丸、二の丸、三の丸と申て有之、その間には餘程の深きから堀有之候を、早速御埋させ、御本丸の内殊の外廣おり、中仕切の御石垣など出來候てゝは、以前の御城の面影も無之候。

天守臺は本丸北拮橋（キタハネ）の内に在り、其樓閣は明暦の大火に燒失して、爾後營造することなく、只其の基礎を存するのみ、方今此高處は、中央氣象臺の自記風力計を据附けてあり、海面を拔くと三十五メートル、台徳公實紀に、慶長十一年四月、江戸城天守、第二重の樓櫓經營の事を、伊達政宗に仰付らる、十二年四月、天守石垣を增築せしめらる、去年築きし石垣は其高さ八間、これをば貳間築增して十間とし、土居も貳間を增し、廣さは二十間たらしむ、云々、慶長日記、十二年四月、當城外構の御修造始れり、關八州、安房、信濃、越後、奥羽、出羽衆百萬石にて、但八十萬石にて石を寄せ、二十萬石に天守の石垣を築く、百萬石の外は堀普請を勤む、右普請衆二月より扶持方出る、元和日記、八年江戸城天守改造あり、加藤肥後守忠廣、淺野但馬守長晟、天守臺石垣を築く、安部四郎五郎これを奉行せり、慶長見聞集に「當代中井大和守といふ大工棟梁あり、京の大佛、江戸、駿河

の殿守をも立、工手の名を得たり」云々、(案に大和守名は正次)其後明暦三年正月十九日の大火に、本城の殿閣とゝもに災に罹りて烏有す、殿閣再建の時に、保科正之の議にて、樓櫓は設けられず、唯臺のみ修築せしめる、其後正德中に、文昭公樓櫓を再興するの意ありて、模形及指圖を製せしめられしかど、遂に行はれずして止む、其時の積書に、五重の櫓、并に石庫とも、建坪九百九十二坪、高さ二十二間五尺、臺とも二十八間五尺とあり、屋代氏守叢に、高さ平地より棟瓦の上端まで、三十九間一尺とある由云へり、是或は慶長中の天守ならん。〔東京名所圖會、江戶會志〕

二之丸(ニノマル)とは本丸の東偏なる低地の稱にして、空濠(白鳥堀)を以て相分てり。而も寶永圖に形狀なし、蓋明暦大火後の新修に係り、全く本丸の一隅を區分したる者とす。されど彼圖に西丸下を三之丸と標せば、明暦以前の二之丸とは今の三之丸ならん。○萬治聞見集云、關東御入國之頃は、江戶御城は御本丸之外、二つ御丸御座候つる、此内一つは福松樣(下野守忠吉)御座候つる、又一つには御方樣(秀忠)御座候つる、是を一つに被成、今の御本丸に被成申候、山の手は皆野原にて御座候つる。○六代將軍の夫人近衞氏は、正德中從一位に登り、一位の御方と唱へさせられ、西丸に移り又二之丸に居り、寬保元年薨去、增上寺に葬り天英院と諡す、之れよりさき八代將軍の生母巨勢氏(淨圓院)も享保中二之丸に居れり。二之丸と本丸との間に池あり、白鳥堀と名つけ、池上の閣を御座所前矢倉と呼びき。

(桔梗門)

三之丸(サンノマル) 本丸の東、大手曲輪の間なる帶曲輪を云ふ、北方は北丸、代官小路の東端と石壁相連なり、以て本丸を掩蔽す。其外郭(大手曲輪)、一橋、雉橋に通する口を平川門と云ひ、本丸下乘橋より東へ外郭に通する其正門を大手門と云ふ。又南門を桔梗(キキヤウ)又は內櫻田(ウチサクラダ)と呼び、正門御苑に通す、今此桔梗門內に內閣の廳舍あり。

(內櫻田)

慶長三年古圖に據るに、三之丸の名なしと雖、其一郭は在り、大手門に御城入口御門と標し、桔梗門を「吉祥門と云」と註せり。又「御社」「梅の林」とあるは、謂ゆる平川天神社の聖廟なるべし。平川橋と竹橋との間の石壁は古圖になし、事蹟合考に「平川口竹橋の邊は、藤堂高虎の繩張なり、此間を帶曲輪にとり候事、功者の所爲なり」云々、蓋慶長十年の修理なり。又按ふに、今の下乘橋は天正以前の大手にして、三之丸は謂ゆる馬出曲輪なり、北條家の時にも、太田氏の邸、及び神祠等を置きしは此外郭なれば也。

落穗集云、御入國の節、御外構の大手御門と申候は、唯今の百人御番所の御門にて候、その時代には只今の內櫻田大手御門の邊より、三の御丸平川口の間に、かきあげ土居の樣なる惣構への形有之、其土手には竹木生茂り、四五ヶ所計りも、海端へ出入仕る、怪き木戸(ツト)門も有之候、其後右の場所は皆々御內曲輪に罷成、外大手(オホテ)內櫻田等の御門々々等立候ても、其内には御老中方諸役人衆の屋敷など有之候か、大猷院樣御代迄の義に有之候也、右の外大手の御橋初て掛り候年の、八月十五夜清明に付、御老中方何れも御申合にて、橋の上に毛氈うすべりなどを敷應め、夜更迄大酒盛有之候。又云、今紅葉山御宮後に、唐銅の鳥居立たる稻荷社あり、是太田道灌をいはひたる社にて、道灌の宮と往古より稱へ、今の下乘橋の外、北の方、下御勘定所と、二の丸との間のあたりにありしなり、最初御當家普請の時此所へうつされたりと。○桔梗門とは、古の吉祥寺のありける邊なればならん。按ふに吉祥寺開闢略記に、昔は當寺今の和田倉門の內にあり、諏訪明神の社地なりし故に、諏訪山と號す、天正十九年辛卯、五代天照和尚かへ地を請ひ、神田の臺に移る、今の水道橋は其時表門の橋なりき、〔慶長圖考〕と云へり。落穗集に、江戶吉祥寺の臺に道灌が繩張したる由を說くも、此地を指したるにや。近藤氏江戶志には、桔梗門、一古圖に吉慶に作ると云へり。○昔伊勢慶光院の尼江戶に至る、大猷公其姿色を悅び、之を後庭にいれて寵幸す、名を改めて阿萬の方と云へり。於玉の方は此尼に侍從し來り、春日局のすゝめによりて、嚴有公の寵を受け、綱吉を生む、綱吉の將軍に拜するに及んて、尼となり號して桂昌院と云ひ、三丸に居り、晚に從一位に陞り、三丸樣と稱す、其親姻故舊等、卑賤より起りて富貴を致す者、勝て計ふべからず、凡江城外戚の盛んなる、此時の如き前後になき所なり。

(平川門)

江戶名所圖會云、梅林(バイリン)坂は、平川(ヒラカハ)口御門の內にあり、文明十年の夏、太田持資午睡の中靈夢を感じ、翌日菅公の畫像を得、遂に宮社を造り、梅數百株を栽う、依て梅林坂の號あり、其菅公の宮は後移轉、今麴町にある平川天滿宮是れなり、平河は其昔上下と二つに分れてありし由、小田原北條家の古文書に見えたり、本所の法恩寺、赤坂の淨土寺等の寺院、昔は此地にありしとなり、今も彼寺々平川山と號す。○今按、古の平川村は專ら城門外を指し、法恩寺等の寺跡は城內にあらず、慶長古圖に據りて、寺址は後の大手外にあたるを知るべし。又梅林は古圖に本丸にも、三之丸にも標記せられ、其本丸なるは今も梅林坂と云ひ、聖廟址は天神橋の外也。

(梅林坂)

二月十三日、いつも聖廟法樂とて、靜勝軒(太田道灌)にて一續侍りしに、梅盛也、

薄くこき色香もわかぬ梅のはなひとつにかほる春の明
ぼの〔源孝範家集〕

梅花無盡藏集云、江戶城中、曾栽梅花數百株、其齋號香月、桂外記曾寓此、又云、江戶城香月齋下、有西湖梅、蓋分取金澤餘根、揷之。○落穗集云、權現樣御當地へ御

移り被遊候節、北の方に當り、御曲輪内小坂を上り、梅木を數多植廻し、其内に兩社有之候を御覽被遊候て、道灌は歌人故、天神の社を建置たるはと仰せられ、殘る一社の額を御覽被遊、扨も不思議なる事が有は、當城に鎭守の社無之に於ては、坂本の山王を勸請すべきと思ひつるに、以前より山王の社を建置たるはと仰せられ候。又云、本丸二の丸の間のから堀を埋立、普請の節、北の御丸の内に有之候山王の社をば、紅葉山へ引移し候樣にと被仰付、天神の社の義は何之御沙汰も無御座候に付、御普請の邪魔にも成候由にて、平川口御門外の御堀端へ持出し置候由、右兩社の跡、梅の木あまた有之を以、今梅林坂と申す。○慶長圖考云、文明十八年六月、太田道灌江戸城内へ、山王權現の堂、荒神の宮、菅丞相の祠を建られしと、是太田家譜に載る所なり、大草紙等の書によれば、この頃道灌は所々の戰にいとまなく、江戸の城にあらざりしとみゆ、されど兼て命しおきて、この日功成りしにや、平川天神の社傳には、文明十年六月、道灌當國川越より、江戸城中平川口に勸請し奉ると、又當社の棟札にもしるす所の年號同く、本願人宗泉、奉行德讃と載れば、かれらが承りて起立せるならん。

紫一本に「文明年中、川越の三吉野天神を、江戸平川へ勸請し、今は只此の天神といふ、御神躰は銅の五本骨の扇なり、又松平伊豆守信綱を天神の再誕といふは、其才人に勝れてさとく利發なるに、川越城を領して屋敷は平川口に在り、其家紋五本骨扇なれば、尤の儀りなり」と述ぶ、されば此天神を川越より勸請すと云ふも、信綱に附會したる造言のみ、古棟札及び梅花無盡藏に據りて、三吉野勸請說の非を悟らるるなり。

早春眺望　　物　徂　徠

[illegible]匠高[illegible]此執[illegible]、[illegible]湯井[illegible]瞰大道、無數[illegible][illegible]透[illegible][illegible]、
諸宋車馬街[illegible]時、三田[illegible]靜春雲[illegible]、一[illegible]大横白雪[illegible]、

(西丸下)(二重橋外)

正門前御苑（セイモンマヘ）　形勝東都元氣象、和烟昨日滿城隅、　正門東面なる廣地是れなり、もとは西丸下（ニシマルシタ）と云ひ、今俗に二重橋外と云ふ。北は本丸、東は（和田倉馬場先の二門あり）八重洲、南は（櫻田門あり）日比谷、霞關、みな限るに濠塹を以てす、近年苑中に楠公躍馬の銅像を置かる（外櫻田に對し、內櫻田とも云ふべし）

東京地理沿革志云、西丸下とは宮城の東にて、櫻田門、馬場先門、和田倉門の內をいふ、櫻田門を外櫻田といふこともあり、即內外の二門あり、內櫻田門とは今の桔梗門なり、桔梗とは太田氏の定紋にして、門上の瓦に桔梗の形を存す、これ其の名の起る所以なりと、往昔此邊は千代田村、寶田村、祝田村など稱したりともいふ、近世は譜代諸侯の邸第、及び老中若年寄、其他の役邸多く建竝びたり、維新の後は重要の官衙、及び貴顯の邸第を此處に置かれしが、宮城新營のため一掃之を毀ち去り、今は宮城附屬の前苑とはなりぬ。○按ふに宮城を千代田（チヨダ）城などと、私に唱ふるは、近世謹人のいひ出でしことにて、無稽のしわざ也、而るに近年西丸下に官舍邸宅を置かれし時、街巷の名を合して、元千代田町、寶田町、祝田町といへるより、ますます惑へる者多くなりて、種々の附會を逞くする如し、其論辨は江戸館址の條にも見ゆ、大略、千代田城といふことは大和の紫一本、享保の落穗集に始めて其說を出し、世俗にもてはやさるるも、寬永以前には絕えて聞くことなし、深く[illegible]ざるべからず。

(千代田)

紫一本云、太田備中守品川の館に在て、夢想の告ありて、豐島郡此江戸の地、千代田、寶田、祝の里と云所を以て城を取。○落穗集追加云、道灌齋武州川越（事蹟合考に江戸）の城地を見立て、初は先（一本に本）吉祥寺の臺を取立可申と有りて、繩張などをも致し初候處に、或夜靈夢を告て、只今の御城に候所へ罷越、葉付の竹を切らせ城形に差廻し、其在所の者共を呼出し、竹の榜示より內の村々の名は何と申すと尋候所に、百姓共申候は千代田、寶田、祝吉村と申三ヶ村にて候と答へければ、道灌齋聞て、國の名は武藏、郡の名は豐島、今城を取立べきと思ふに、三ヶ村の名とても各々吉瑞の名なり、此地に城を築き候に於ては、末々繁昌うたがひなしとの謂を以て立るとなり、去るによつて關東御入國以前は、千代田の城と申され候となり。

江戸城は僞撰長祿圖の諸本、皆ただ「城」と標するが中に、弘化四年板の太田菜本には「此所千代田村」と註せり、千代田城と云はんためなるべし、千代田村とは永祿役帳に載せず、故に長祿圖諸本に、太田本を除けばいづれも之を見ず。掃千代田村、千代田城と云ふことは、近世の諸家往々之を引き、以て江戸の別名と爲す、皆誣と謂ふべし。而も近年西丸下の街名に千代田、寶田、祝田などの新名を命せしことのありければ、今も世の詞人たち唯流俗に徇して典據に通ぜざるが故に、皇城を目指して千代田の宮居などうたへり、以て雅正の音を得たりと爲すに似たり、殊に知らず、千代田の名もと虛妄に屬するを。其由來を探るに、紫一本と江戸鑑（落穗集）に其說を揭げたるに出で、而も此二書より先出の太田系譜には「使千代田、寶田三人之家臣、築城壘」と云ひ、關東古戰錄（享保中撰）も三村と云はず、三臣の氏號とす。中神氏慶長江戸圖考に、早く此說を疑ひ、かかる地名のありしこと、他書にいまだ見ず」と斷りたり、近年史徵墨寶考證の記者も一要するに徳川氏開府の後、好事者之を祥瑞に託せしのみ」と擯斥せるは、實に快心の言とす。彼太田系譜は寛永修撰の際に成れりとするも、その書中に多く不實不信の事あり、三臣築城の事も不信の一

なり、況んや三村の說なや。紫一本、落穗集は江戸開府初世の記實の一古書と稱せらるるも、他の慶長見聞集、天正十八年日記、及び諸年譜等に校對するに、虛誕の事ゑあるを免れず、千代田城の說の如き亦之に屬す。又寬永中の一事件にして、千代田の謂名たるを反證すべき者あり、光廣卿の詠草集に、

東照大權現の御社、造營の地引おはしまして、人群を爲せしに、此所にいづくとも知らず、白鶴のひとつおりたりしも、千年の御宮居しるくおぼえける、

宮作り嬉しき神の御心を千年や昔て鶴のたちまふ、

とあるは、江戸城中、紅葉山廟の千年の鶴をいはひしなるが、江戸城に眞箇千代田の別名あること落穗集の說の如くならば、光廣卿の巧妙詞言、いかんぞ其語緣を取りて、千代田の鶴とかけずして止まんや。且同事を羅山子が「城內神廟鶴記」に述作したるも、千代田の好辭柄あるを云はず、是等亦當時未だ千代田の說の起らざりしを反證するものとす。されば江戸城を千代田と云ふは、古人を誣ゆる者にして、東京城を千代田の宮居と云ふに至りては、更に今代を誣ゆる者なり。

(坂下門)

慶長三年古圖に據るに、西丸下に山之御門(ヤマノゴモン)あり、後の坂(サカ)下門(シタ)を云ふ、(今宮城の副門とす)此門と小田原御門(今の櫻田門)との間、溝池に緣り「馬おき所」と標し其東に「本多殿」「さがみの中島殿」「荷物揚場」「頭入數居所」「時打所」「入寄所」「修正殿」など、諸邸舍を記したり。

此古圖は文字魯魚の誤多し、轉寫の際に出てし者ならん、「さがみの中島と」あるは、相摸の中原にて、原を島に誤る。中原殿とは青山常陸介忠成を指す、此人は當時內藤修理亮清成と共に、江戸兩奉行にして、中原六千石を食邑とせるが、慶長六年に轉邑す、されば此圖の六年以前に成れることも證せらる。又修正殿とは修理の誤にて、內藤清成を指す、本多と云ふは佐渡守正信ならん、別に上野介正純と思推せらるるを、忠守また水野とあやまれるがあれば也。

く「本多殿」の南に、堀を越え一橋を架し、「士衆通行橋」當に「〆切」と註す、蓋日比谷への往來に便する者なるが、後世は此橋を撤去し寬永圖にもなし。荷揚場、入寄所の東は清水引入して、當時此地を以て海陸の交界とせるを見る。されば後の馬場先門は、慶長八年、八代洲、日比谷の間の入江を埋築せられし時に、建てられしならん。寬永圖に馬場先の桝形を記しながら、橋梁なし、いはゆる不開門の義自見す。

紫一本云、昔は不明御門、その後往來自由にして、御門の名も馬場先とあらためられし。治世略記云、寬文八年四月、當春火事に付て、馬場先御門往還仰付らる、是に依て橋かゝる、元は此御門不明、故に俗不明御門とよぶ。

又寬永圖に、西丸下の一郭を三之丸と標せるは、當時大手曲輪を二之丸と云ひ、本丸の中に二之丸を分たざりければ也。

和田倉門(ワダクラ)

正門前御苑の東北にして、大手、龍之口、并に八重洲に通ず。慶長三年古圖に「藏の御門」といふ、「士衆通行橋」と註し、門內に庫舍ありて「一の藏地」と標す、今の內閣文庫の境地にあたる。或は曰く、慶長十四年の頃の圖に、こゝに和田藏と稱せし大なる御藏二棟を圖せり、後に御厩となりしが、文政二年松平肥後守の添屋敷に賜へり「府內備考」云々。

江戸會志、小宮山氏云、日比谷は慶長中まで入江なれば、江戸の地名は此邊より起りしかと思はる、是れは道灌が此に城を築きし時に、江戸城と唱へしが何よりの明證にして、南は櫻田、北は神田なれば、其中間にて僅の處なり、和田、日比などいふ地名も、有入江に付きての小字なり、和田後に倉を立し故、和田倉といへど、海濱には往々和田といふ地名あり、和田岸、岸和田の類なり、日比は日々谷、日々竹などと、魚を捕ること也、谷は其漁師の住し處也、此處入江の口なれば、やがて江戸といふ地名の出來しなるべし、先輩江戸の名義を說れし者、十四五家あれど、徂徠、南郭の二翁が江の門戸の義なりといはれしが、最も穩なり。今按、江戸の名義を江門もしくは、江津とするは實にさることながら、和田を海灣に附會するは非なり。古言ワタには二類あり、一は海洋にて、ワタノハラなど云ひ、一は曲所輪所の意にて、陸地の各所、その形狀に稱して呼ばる。此なる和田も、陸地の曲折したる形狀に因れる者にして、平川村と日比谷との交堺にあたれり。

櫻田門(サクラダ)

正門前御苑より南へ、霞關虎門に通ずる門戸なり、小田原口とも云へり、南方海道の西衝にあたりければなり。慶長古圖に「小田原御門、是より柴の濱へつゞく」と註し、其傍に「宿づき御使所」と記す、驛使の亭舘なり。當時江戸城下の通路は、之を經由せざれば他に大道のなかりし也。京橋芝口の新地成りてより、城下の驛路大一變す。

尊攘記事云、万延元年三月三日、井伊氏登營、是日風雪咫尺不辨、過櫻田門、有一人捧書伏路旁者、左右爲一部人訴事、叱而避之不聽、御前近輿側、忽有數士入、拔刀衝鹵簿、儀從淆亂、號砲一發、伏者十數名躍起、猝進刄驂卒、曰國賊、舁夫棄輿而走、一人乘機輿、自呼其名、拽出直剄、一擊僵之、貫首刀尖、走且呼曰、大願成就、衆乃止闘四走、邸人聞變馳至、不及、伏尸縱橫、相顧茫然、輿上屍而退。

新安手簡云、新井氏曰、泊船門のこと御尋にて候、江城の景境にはたしかに泊船軒とか覺候、昔き御目附役所の帳簿に、櫻田大手御門と申を、五六十年前までは泊船門と申き、是は開國のはじめまで今のヒビヤ門のほとりよ

りして、かの西南の大手までも入江にて、船なども今の西丸下の屋敷附近に泊め申候故、ヤヨスガシ抔申名も今に遺り候、此節までは東南の方も大半潮入にて、西北の方大路と聞え候、關ヶ原役後に大名も漸々入來られしよりして、漸々東南の水地を築き、屋敷にも町にもなり候か、もと櫻田の御殿つき立られし方は、此時急かれ候間、材木を下にして土を積み築立候とて、地震の度々に彼邊は他所より地動きやすく候て、家を損せし事既に三度におよび申候、唯今虎門の前のひゞや町と申に、ヒビヤ門のほとりに候ひしが、ひけたるに候。○落穗集云、今外櫻田御門の立候所は、大きなる扉なしの木戸門立て有之、名を小田原御門と申候、只今の屋ゑすかしの通りには、猟師共の家居、漁船抔ものき下に繋き置、肴など買ひ求め候節は、右の猟師共方にて相調へ申たる事に候、御入國の翌年のあたりの事かと覺申候、長雨の以後に、大南風の吹候儀有之、其節高汐上り、右の猟師町へ水つき候故、猟師共皆に妻子を乗せ家財を取つみ、唯今馬場先御門内になり候あたりの、濠の中に有之候、大木共に船を繋き、食事などを調へ候を、御城へ御番に上り候迚、見懸候由、其後御普請出來、次に西の御丸の下御曲輪なども出來、櫻田御門建候、惣じて西丸下の儀は、大地高に有之候所に、西の御丸御堀なども堀れ候に付、大分の餘り土有之、猟師町近邊の蘆原の儀は、大形築地の如くになり、猟師町の儀も程なく一つゞきの町屋となり、肴店その外種々の賣買物なども有之、所の名をばひゞや町と申、殊の外繁昌仕候處に、其以後又御曲輪内となり候節、唯今のひゞや町へ引申候。

麹町區

麹町區（カウヂマチ）

本區の中央に位し、昔江戸の全郭内を總べたり、其内郭は即今の京城にして、禁衛に屬すと雖、外郭は官廨社寺庶民の邸宅相雜る（現住人口凡七萬五千）方三十町許、四周限るに濠池を以てし、地勢西は高岡にして、東は平坦なり。故に西方の濠池は深溝大壑をなし、東面の堀は岸低く水淺ち、潮汐に因りて進退す。

本區の周濠はいはゆる外堀（ソトボリ）なり、東面には常盤橋、呉服橋、八重洲橋、鍛冶橋、數寄屋橋、山下橋、南面には幸橋、新幸橋、新橋（アタラシ）、虎門橋、葵橋、溜池橋、日吉橋、西面には赤坂見附、辨慶橋、食違見附、四谷見附、市谷見附、市谷新見附、牛込見附、飯田橋、北面には三崎橋、堀留橋、昌平橋、雉子橋、一ツ橋（ヒトツ）、神田橋等とす、長約百町。

江戸城の外堀は平川を最もとす、城の東北面に方り、芝崎、淺草の二口をさへ、小日向、小石川の野水を受け、末は海灣に通したり、慶長三年古圖閲に此形勢を備へたり、已にして日比谷、八重洲の門の東南を治めて、京橋、芝口の舊地を謂り、八重洲、日比谷、櫻田を收めて羅城附郭とし、即其東南に外堀を通ず、蓋慶長七八の事也。寛永圖に據れば、外堀の東北なる平川に、飯田濠、九段坂の下まで一江を溢し、東南には今の新橋（アタラシ）に汐留の土橋と為り、其西は溜池を以て外堀に代へ、赤坂口に至る、赤坂口より牛込口に至る西面の深濠は、寛永十三年の比に成れり。

(外堀)

日比谷（ヒビヤ）

櫻田門外の一郭にして、近世は外櫻田（ソトサクラダ）とも云ひ、今日比谷公園を開かれ、其西に司法省、諸裁判所、海軍省、國會議事堂等の諸建造あり。日比谷は古書に比々谷に作り、荏原郡櫻田郷に屬地なりし如し。（日比谷公園は面積五萬坪、明治三十四年より修造に着手す、（舊毛利、南部、鍋島家以下、及び甲府殿の邸址とす）詞人修して昆谷園と云ふものあり、されば昆門時の名も園中にありとか。

慶長十年圖に「ひびや御門」を表するは、後の者と稍地點を異にす、寛永日記に「四年丁卯、日比谷御門建、南方の石壁を淺野但馬守長晟築之」と、又六年己巳の條に「今年江戸總曲輪の壇、石垣の普請、大名勤之、芝口、日比谷御門、升形石垣、松平陸奥守忠宗築之」。今按、寛永圖に芝口に升形なし不審、後圖に數寄屋橋に升形を備ふれば、寛永日記謂ふ所の芝口は數寄屋橋門のことなるべし。

日比谷より八重洲に至る間に、日比谷門ありしが、今撤去して跡なし、山下橋の内を今内山下町と云ふ、帝國ホテル等あり、公園の南東隣とす。（日比谷大神宮は、舊日比谷門の東に在りて、公園と街隔絶す）慶長古圖に據れば、日比谷より西丸下に通ふ一橋あり、此橋後世全く廢止せられて跡もなし。さて日比谷とは江戸城下の古村名なり、永祿小田原役帳に「大胡六十七貫文、江戸比々谷、本郷」とあるは、當時牛込邑主と稱せられし大胡氏の所領なりし由なり、慶長三年古圖に、今日比谷園の邊より東南に一大江灣を書おき、北日比谷村とおもはるる地に「町人ものあげ所、町人住居、肴屋、網屋色々あり」と標注したり、以て當時の形勢を視察すへし。

江戸記聞云、江戸大胡氏は牛込氏也、牛込系圖を按ずるに、大胡宮内少輔時に、天文廿四年、北條氏康に屬して牛込と稱す、時に牛込、今井、櫻田、日尾屋（ヒビヤ）、下総の

(外櫻田)(日比谷公園)

(日比谷)

名、千葉を領すとみゆ、是より今の日比谷なるべし、又落葉集に「小木曾申候は、すべて西の丸下の義は、地高にこれあり候處に、西の御丸御堀などもほられ候に付、大分の餘り土これあり、鍛師町近邊のよし原の義は、大方築地となり、肴店その外種々の賣買物なども有之、所の名をこゝ屋町と申、ことの外繁昌仕り候所に、その以後また御曲輪うちとなり候ては、只今のひゞや町へひけ申候」と述ぶ。○武江年表云、其ころは今のヤヨス河岸の南の邊を、ひゞや町といふ事、むかしは潮入の地にして、漁人海中に枝付の竹を並べ立て、魚の入るを待て取る、これをひゞといふ、正字なし、今も海苔をとるに此ひゞを用ふ、ひゞかせきをなすもの住居の地なれば、ひゞや町といへり、後芝口にうつされても、ひゞや町と號しけるが、後に芝口町とあらたむ、御肴町、彌左衞門町、疊町も此舊地に在しとぞ。

山下橋(ヤマシタ)　寛永圖に載せたり、元祿圖に至り升形を備へ、外日比谷御門と標記せられたり。近年其門墻を撤去し、此より日比谷門までの濠塹をも埋塞せられて、今は跡形もなし、又古來の名義も詳ならず。○寛永二十年色音論云、山下町を眺むれば、西の見附御門より、出入る人のとり〳〵に、北に廻りて日蔭町、夫こそ誰も數寄屋橋、立越え行けど我思ふ、人は一人も紺屋町、鍛冶橋さして行くもあり。

幸橋(サイハヒ)　山下橋の南にして、外堀の東南隅にあたる、門橋内に内幸町の名起る

今日比谷公園の南方を内幸町と云ひ、内幸町の南端なる虎門内に國會議事堂あり、貴族院衆議院左右に並ぶ(幸橋とは元御成橋と云ひ、將軍家増上寺參詣の通行にあたりければ也。幸橋と虎門との間なる新幸橋、新橋の二梁は近時の新架に係る。然れど寛永圖には新橋の邊に、汐留の土橋を造り、此塘までは舟の出入自由なりしを留る、今は幸橋の東に汐留土橋を造り、汐留川と外堀と相通せず。

霞關感遊　　佐藤　一齋

山下一條水、山上花千株、上下相映帶、彌望霞彩鋪、
有關在其側、譏察通行旅、鐵鑰從不虞、
訛戲傳如此、眼中今皆無、但見甲第宅、甍碧與朱門、
日日朝參路、騎關旋馬車、昔爲荒冷地、今爲繁華區、
陳迹已茫渺、往事幾遞渝、不知後千歳、隆替更何如、

霞關(カスミガセキ)　日比谷の西にして、宮城の南方にあたり、地形漸く高し。今霞が關町、外櫻田町、三年町、裏霞が關町、永田町(一丁目)等の諸巷に分つ、櫻田門より虎門に至る廣路の右方と知るべし(左方は日比谷なれば、海軍省の一區を、霞が關二丁目と云ふは當らず)元は櫻田を總名とし、霞關之に屬せしが、近年一變す。○霞關の高所に有栖川宮親王家の大邸あり、其下に外務省あり、廣路にのぞむ、外務省の南なる三年町に、露西亞國欽差駐邸あり。

霞關朝霞　　竹内　雲濤

風蝕宮漣菊結氷、天雞三唱日方昇、從門官舍瑞霞滿、紅抹城樓第幾層、

(霞山)

望海每談云、霞山稻荷社は世に霞か關と唱る通りの南なる、黑田家の屋舗、以前は町家にて、其の市中に在りし故、霞山と名付、古へ關所此所にありしにや、右の町廢くして久保町の南方迄を、押なべて櫻田と呼たるよしなり、其後武家屋敷に替られて、櫻田町は麻布百姓町の西側へ一面に移りたり、故に稻荷も相從ひ移され、霞山の稻荷と呼ばる。

霞が關とは當國の歌名所に呼はるる者なるが、其名所址は此にあらず、名所方角抄、囘國雜記に參考すれば、府中(多摩郡)の邊なること明白なれば、今の關戸小山田の地に外ならず。紫一本、砂子等「外櫻田の松平安藝守殿と、松平筑前守殿の屋敷の間の坂を云ふ」と述ぶるは信け難し(安藝守は淺野家にて今陸軍省屬地とす、筑前守は黑田家なり、黑田の邸址、即今の外務省とす)江戸名所圖會には「櫻田御門の南、黑田淺野兩家の間の坂を霞が關と云ひ、往古の奥州街道にして關門ありし地なりとぞ、又櫻が井は井伊侯の藩邸表門の前石垣の下にあり」云々、按ふに是は櫻田郷の櫻田てふ地名につけて、古歌に、

いたづらに名をのみとめつあづま路のかすみの關も春ぞくれぬる、　新古今

など云へるに附會して、此に霞關の名を設けし者のみ。(新風土記に、霞が關とは、今の四谷甲州口の大木戸の邊を云ふともあるは、大木戸に故事附けたるに過ぎず、又武藏地名考に、或古記に荏原郡霞關云々と援證すれど、其古記は例の贋作風土記に外ならず)霞山の名は、今も麻布なる櫻田町の稻荷社の號に負はされて殘れり。

落葉集追加云、霞ヶ關外櫻田邊と西丸下只今の大名小路と申邊に於て、東西の外様大名衆望次第屋敷を被遣候、其節大名小路邊の儀は茨原にて候得共、御堀よりの揚土を引取候に付、地形をも早速出來候由、外櫻田邊の儀は、殊の外地形に高下有之、各土取場に難儀被仕、御新城の外構への御堀、幅漸々と十間あまりも有之候を、幅廣がり底も深く、其揚土を方々へ引取、地形に用ひられ候、近頃淺野左京殿屋敷内に、井戸普請有之、則地形下二間計底より、茨の根の多く出候、此邊は餘程の谷合にて候を、掃部頭殿屋敷前の御堀より土を取築立候。○紫一本云、古は今の相馬彈正昌胤の屋敷までも海にて、岸の松生茂りたるよし、舊記に見えたりと、古老のいへり、霞ヶ關より見れば、蒼海超々として水色長天とひとしく、乾坤日夜にうかぶと、

浣花老人の作りたりし景も、思ひ出されたり。

宴曲抄、善光寺修行の篇中に「小山田の里に來にけらし、過ぎこし方を隔つれば、霞の關と今ぞ知る」また師門物語に「武藏の國、霞の關に御着有て、其夜は宿にて夜を明し、夫もやうやく明ければ、涙ながらに廻出て、ぶばいがはらに着給」と云へるは、霞關の位置を決定する、至極の證據なれば、其小山田、分陪の間なる關戸なること毫も疑なし。而も小山田與清が是等の證據を、其武藏舊跡考に援出する迄は、世に紛紜の爭論の絶えざりしは是非もなし。松平冠山の名所考の如き、回國雜記、方角抄の文をも曲解して、關戸に非ずと云へしは惜むべし。夫木集、嘉元元年式部卿家千首に「分初る關地の名のみ霞にて末は霧なる武藏野の秋」爲守 八雲御抄に、霞關の外に霞崎と云ふをも擧げて、武藏の名所とす。夫木集、武藏霞崎、「遙にも霞の崎を思ふかな涙の花もや立まよふらん」是等皆小山田の關、同なるべし、櫻田の地にはあらず。

虎門(トラノモン)

霞關の南なる見附の名にして、正保圖虎之口、元祿圖虎口と記され、門ありけるを以て、虎の門と呼ばれたり、名義不詳。〔府內備考云、虎之御門は太田道灌、此城より出陣千里ゆくとも、無事にて歸るを祝して、虎の門と名付しと、〔紫一本〕此說甚信しかたし、元和日記に「六年四月、三之丸虎之口石壁は、安倍四郎五郎正之奉行として、伊豆、相摸、駿河三ヶ國の人夫を以て、石を江戸に運ぶ」と載れば、恐くは此頃新に立られしならん、又按に大手御門を、御城の正面となさば、右白虎の義にかなへり、もしくは是らに元つきたる名なるにや。〇虎門内西に上るを三年坂(サンネン)といふ、江戸名勝志に淡路坂を陶山が關とも云ふ〔府内備考〕とあるは、三年坂を指す。今三年町一番地に御料局、圖書寮等あり、明治十年の比、工部大學校を置かれし所なり。

(三年坂)

工部大學校は明治四年八月、工部省に工學寮を置き、虎の門内舊延岡邸に工學校を設置せしに起原し、同五年三月、工學校を大學小學の二校に分つ(小學校を溜池葵町舊河越邸に設く)同十年、工學校を改めて工部大學校と稱し、工作局の管轄に歸す、同十八年十二月、工部省廢せらるゝを以て、本校を文部省に屬せられ、二十一年、帝國大學構內に經始する所の工科大學新築成るを以て、虎門內を退轉す。

櫻田臺(サクラダダイ)

今永田町一丁目に屬す、外櫻田町の西にして、吹上御苑の南に當り、池溝を隔つと雖、相對峙して塽塏を占めたり。陸軍參謀本部、陸軍省等の諸官衙此に在り。幕政の時は彥根藩井伊氏の上邸にして、其門赤かりければ、俗に櫻田の赤門と唱へられたり。

櫻田とは和名抄に載せられたる荏原郡の古鄕名なれば、其鄕域は廣く飯倉より麻布、赤阪にも及ぼしならん。然れども鄕名も元來、狹く今の霞關、永田町の一圓を櫻田村と云へるに據れるならん。麻布に櫻田町の名をつたふるは、慶長元和の諸侯邸宅を起すに當り、舊村民を轉じて麻布に移せる者とす。かくて加藤肥後守(淸正)が形勢を相して此に定めたる邸を櫻田屋敷と云ひ、井伊掃部頭(直孝)之に代るも、獨櫻田の邸號を專にしたるは、此邸邊の舊地が櫻田鄕櫻田里の眼目たり本據たりしを以てなり。然るに近世いつとなく、櫻田の名を忘れ、傍地に永田馬場てふものあるに因み、永田町の稱を以て之に代へしは流俗の仕業にこそ。〔望海每談云、長田馬場の南にて、本多豐後守の屋舖裏手は、溜池の末、赤坂の御堀なり、此屋敷の庭に大なる櫻の木有り、此邊を櫻田の元町として、是より東までの地名に呼びしとか。〇櫻田臺と皇居の間なる大堀を辨慶(ベンケイ)堀と云ふ、砂子に辨慶小左衛門の濫觴によりて成ると說き、落穗集に西東兩國諸大名に課せられて穿たれけれは、西塔の辨慶と云ふ言葉に引きかけて、辨慶堀と名つくと述ぶ。又慶長見聞集にいへる山王山とは今の星岡にあらず、慶長より明曆までの山王は、今の麴町區隼町の邊にありければ、彼書の「山王山もとの流れを、西南の町へながし」云々は、赤坂溜池の事にあらず。當時半藏門の南より參謀本部のあたりに、涌出の水源ありて、西南へ流れしを知る。慶長十六年、半藏町(麴町の舊名)貝塚(隼町の邊の舊名)西丸の濠池(辨慶堀)を堀られしとあり、「朝野舊聞裒稿」此頃より貝塚山王の水源も廢絶したる歟。但し後に至るも柳の井、櫻の井とて、參謀本部の邊に傳ふる、蓋古源水の餘瀝にや。

(辨慶堀)

永田町(ナガタ)

近年霞が關の西方、赤坂口に至るまでの間を悉皆永田町と云ひ、方十町許、日吉神社、華族女學校、外國公使館、大臣官舍など散在の建築多し。

此邊は總名櫻田臺の内にして、北方は麴町貝塚(平川町)に連り、岡陵の頂點三十米突以上に達す、其南西に卑窪の地ありて、古の櫻田池なり。〇永田町は寬永古圖に今の二丁目の一街を載せ、永田某以下數多の邸宅を記す、明曆の後見草には已に永田町の名を唱ふ。貞享圖には長田に作り、江戸雀には永田山と云ふ。府內備考云、江戸砂子に「むかし永田氏の屋敷、軒を並べし所なればかくいふ、今は一軒のみあり」江戸志に「寬文江戸圖には長門馬場とあり、御馬場此所にあり、永田馬場とはなし、然れば長門馬場といへるが本名なるべし」と、いづれか善き。

日枝神社(ヒエ)

今永田町二丁目に屬し、三年坂(サンネン)の西十町許、北方(平川町)より連續する岡陵の尾崎に在り、祠堂は東面し、其南方卑低の地は往時の溜池址にして、近年埋築して一溝を遺し、以て赤坂區との境界と爲す。古書に溜池上、永田の山王(サンノウ)といへるは即本祠なり。明治二年、改號して日枝神社といひ、尋いて官

（星岡）

幣大社に陞せらる。境內約一萬坪、近時此地を星（ホシ）が岡とも呼ぶは、山王權現の舊別當坊を星野山と呼べるに因り、明治十七年、茶寮を境內に造り、之に星岡と命名せるより廣まれりとぞ。（別當坊は近世勸理院と云ひ、鳥居の南側にありしが、其他社僧十二と共に名跡を停廢せらる）標高二十八米突、溜池町に比すれば隆起約十米突。

擂鉢山は日吉社殿の北にあり、擂鉢を伏せたらむが如く、土を盛りあげたる小丘陵二つ並べり、故に双子山ともいふ。

江戶砂子云、山王社は永田馬場に在り、神領六百石、祭神江州日吉神に同し、當社元は入間郡川越の仙波と云ふ所に在り、上古仙臺仙人の住し古跡なりしを、慈覺大師佛宇を草創ありて、星野山無量寺と號し、天台佛法繁昌の地なり、其後尊海僧正中興し、學文修行の所なりき、長祿三年太田道灌江城を築ける後、文明年仙波星野山より山王を勸請して、江城の產土神とす、其地は今の紅葉山と云ふ、延德年中城西の貝塚にうつさる、其地は今の半藏御門の外なり、明曆大火の後承應三年溜池の上にうつされ、遂に江戶第一の大社となる、社僧十坊、社家七戶、巫女四戶、祭禮隔年六月十五日、（紫一本大略之に同し、承應三年とあるは誤れり、德川實記に萬治二年四月とし、境內古石燈臺の銘にも同年月とす、又慶長圖考に、この山王は、紅葉山より慶長十二年に貝塚へ移すと云へば、延德と云ふは誤まれり、落穗集に據れば、太田氏初め城の東北なる梅林の邊に勸請し、德川氏入國の初めに紅葉山へ轉す）○本社は德川氏產土神たるを以て、代々崇敬殊に厚く、三世家光以來、屢社參の禮を擧く、又正月十五日、六月十五日には必使を遣して幣帛を奉らしむるが如き、大に他社に異なるものあり、祭祀は昔時每年六月十五日之を行ふ、當日神輿龍之口より乘船して船祭ありしが後之を廢し、元和以來神輿城內を通御し、寬永十一年に至りて祭儀大に備はる、天和以來山王神田の兩祭を、隔年に行ふ事となり、其後三十年を經て、正德三年山王、根津、神田の三祭、遞に年を逐ひて三年に一度づゝ行ふ事になりしが、是より後六年を經て、享保三年復舊例の如く、神田祭と隔年に行ふ事に爲れり、實に江戶第一の大祭たり、故に神輿の通御する所、及び左右の小路には柵を結び士庶の往來を止め、且樓上より拜觀することを免さず、明治以前本社の產子は、南は芝を限り、西は麴町、東は靈巖島、小網町、堺町の邊限り、北は神田に至る、町數凡て百六十餘町にして、各相競て車樂及び種々の作物を出し、頗る壯觀なりしと云ふ。（古事類苑）○山王祠の古鰐口は近年所在を失へり、武藏古蹟志にいはく、昔時境內稻荷社に懸けありし鰐口は、當社の城內に在りし頃奉納せし者なり、徑一尺周圍三尺許りにして、其の銘左の如し、

「敬白、奉納山王權現御寶前、鰐口、大檀那直景、願主南仙房、武洲豐島郡江戶舘、天正十四年丙戌、十月廿五日、作者和泉守大工長瀨椎名」

溜池址（タメイケ）　今永田町二丁目、並びに裏霞關町、三年町の南なる低地に當り、西北赤坂口の見附に至る。是れ江戶城外堀の一部にして、又給水池をも兼ねし者なりしに、承應三年玉川上水成りしより、此池は復飲用に供せられず。長十町、橫幅西方に狹く二三町なりしも、東部なる榎坂三年坂の間に五六町に及べり。（其龍口は榎坂、三年坂の西方より堤を築き、虎門の西に堰きあげて設けられたり）近年排水して僅に一條の狹溝を遺し、左右の低地皆街巷となり、永田町及び赤坂區の田町、（溜池町）葵町等へ分屬せしめらる。

江戶名所圖會云、溜池は赤坂御門外より山王宮の麓を繞る、昔神田玉河の兩上水江城へ引かせ玉はざりし以前は、此池水を上水に用ひられしとなり、寬永明曆等の江戶の圖に、「江戶水道の水源」と記してあり、其後又蓮を多く植ゑられし故に、夏月花の盛りには奇觀たり、又池の堤に榎の古木二三株あり、之を印（シルシ）の榎と名く、昔淺野左京大夫幸長、鈞命を奉じて此所の水を築止められ、之を後世に傳へん印とて植ゑけるとなり、故に此堤より麻生谷町の方へ下る坂を榎坂といへり。

江戶砂子云、千載集に顯季「さつきやみ狹山が峰にともす火は雲の絕間の星かとぞ見る」、是れ山王權現の社山まさしく狹山なり、溜池は即狹山の池なり、然るに民間に江戶の地理を記したる者、悉く山王の山を星野山といふ。補云、此地を星野山といふは、元川越にありし無量寺の號也、狹山の證に取り難し。

永祿役帳に「貳貫二百文、江戶櫻田池方、太田新次郞」とあるは、溜池の邊の田地を池方と云ひ、櫻田の鄕內に係けて載せられしなり。延寶江戶雀云、永田山山王權現は、承應三年に回祿の後、今の溜池の築山、無双の勝地たるによりて造營、云々。

貝塚（カヒヅカ）　貝塚とは麴町の南、櫻田の北なる古村名にして、西は一木（ヒトツキ）（赤坂）に連なりしごとし、即今の平川町、紀尾井町、隼町、及び永田町の一部を籠めしならん。永祿役帳に「太田大膳亮、六十二貫六百文、丙申（天文五年）一木貝塚」とある是也。（一說、貝塚とは一木の屬名かと云へど、本書の例を推すに、一木貝塚は二地幷記の體なりと知らる）又俗說、貝塚とは青松甲斐（カヒ）と云ふ人の塋あればと說するも、徵證あるにあらず、傍例を推すに、謂ゆる介墟のみ。

新篇風土記云、今赤坂一木町の傳に、往古此地及び麴町の邊まで、海濱にして貝多き地なれば、開墾の砌、貝殼あまた積みて、山の如くになし、塚を築きしより、此名起れりと、今も麴町武家地の內に、彼古蹟あり。

增上寺舊址は、新編江戶志に云「淸水坂より紀州御中屋

舖へ行く、喰違土手の前なり、土橋の邊も貝塚の内と見えたり、江戸名勝志には、麴町一丁目、越後屋舖と云ふ邊なりとあれどいかゝ、「寺社拾遺に云「增上寺、往古は光明寺とて眞言宗なり、至德二年乙丑の夏、此所にて住持聖聰、眞言宗を捨て、淨土宗了譽上人の弟子となり、大蓮社酉譽上人と申しけると」云々、其後、今の新日比谷飯倉山の地へ移され、芝の增上寺と唱へらる、青松寺もともと此に在りしなり、增上寺移轉の年代は、慶長三年ならん、又彼寺天文十八年の夏、豐臣家の制札に、豐島郡增上寺と記す。

府内備考云、麴町四丁目の南の方、貝塚にある坂を貝坂と呼ぶ、貝塚はもと青松寺の舊地にて、青松甲斐といふ人の寺を建てし故とぞ。〔南向茶話〕

江戸記聞に「半藏御門下をすべて貝塚といふ、此地玉蟲氏屋敷に塚あり、是を貝塚といふ、その上に古石碑あり、年月もみえず、元より法號もなし、たゞ平氏女とばかり、かすかに見ゆ、八幡宮に崇めて今にありといふ」と、是その起る處なり。

天正日記云、天正十八年八月朔、かのえむま、はれる、いちば迄、藤兵衛、權右衛門、小むかひにて、忠右衛門、いろ／＼書付出す、八半時、貝塚へ御着、御膳被召上、七時過御入城、めでたさ申ばかりなし、御供の衆小屋わり、九月三日、貝塚の御寺火をあやまち、開山堂もり燒ける。(市場、小向の二村、橘樹郡に在り)

赤坂見附

山王社の北にして、赤坂、青山より麴町區(舊外郭)に入る口にあたり、外堀の一門たり。今門墻壘封撤毀せらるるも、猶見附の名をのこす。見附内は紀尾井町、平川町、永田町等とす。此見附は赤坂より東に向ひ、門墻を守み小坂を登り、以て升形に入る、左右に池水を湛へ、壘壁前後に峙ちたり、其屈曲の狀、稍北斗星に似たるを以て、俗に北斗形の御構と稱したりき。紀尾井町淸水谷より、此見附外へ通ずる新橋を辨慶と名つく、明治廿年の創架とす、辨慶堀の頭にあたれば歟。

赤坂見附の内なる出雲州邸(松江藩松平出羽守)に今閑院宮幷びに華族女學校を置かる。江戸鹿子に、赤坂雲州公の邸内に、玉川の流あり、流れの末は溜池に赴く、田町の方よりも見ゆと云ふは、往昔玉川上水を引かれし事なるが、後には聞こえず、中絕したるならん(○紫一本云、永田馬場の山王權現を拜し奉る、此山王裏門より出て直に坂を上り、北へゆけば貝塚に出るを、左へ行て赤坂の見附に出る、此升形の繩張、江戸第一の御門とぞ、土橋より遙に詠めやるに、富士の高根はあらはれて、云々。

平河天神社

赤坂見附の北、麴町四丁目の南とす、今其社邊を平川町、及び元平川町、山本町と云ひ、東を隼町(元山王と云ふ)と云ふ。

平川天神社は、太田氏江戸在城の時、其東北門に祭れる者にして、慶長年中此に移さる。(舊名貝塚の城内)されば彼祠建の地に、舊平川門、天神橋、梅林坂等の名を遺す。又江戸城の一名を平河城とも云へること、當社文明創建の棟札に見えたり、

南閻浮提、大日本國、豐島郡平河、江戸城内、今造立、天滿宮大自在天神一宇、檀那太田左衛門大夫入道沙彌道灌、大工七郎左衛門國重、文明十年戊戌、六月廿五日、(遊歷雜記、新安手簡)

落穗集云、天神廟は江戸御入府の前、平川より貝塚へ遷さるる故に、貝塚の天神といへり、昔平河御門の外に平河町と唱ふるありて、夫より今の麴町の方へ續き、昔の甲州街道なり、其平河町の内に藥師堂ありて、其別當(龍眼寺)天神の社を預り、藥師堂のかたはらに遷しまゐらせしに、町屋も公用の地となり、麴町の邊へ引れし刻み、天神の社も共に移す。(○花下師步詩序、身居闕左、名傳海内者、太田二千石、灌公靜勝是也、公嘗宴坐一室、夢中見接菅丞相、其翌早有人、幸然來獻丞相所親筆之畫像、可謂靈夢也、遂建廟於江戸城之北畔、寄數十頃之美田、歲時鼓焉、栽培梅數百株、頗超於錦城之梅花海也、前年丙午之春、共公遊廟下、詩之評歌之詠、爛熳花前、無愧洛社之耆英也、同秋之孟二十六、公逝矣、余造文祭之、今茲丁未正月下浣、率數輩之緇侶、徘徊管廟、追憶前年之遊事、豈非夢一覺邪、浩歎無措、余欲裝歸返故陽、未能果、漫賦四十言云、

移步一筇瘦、餘寒鶯度稀、去年丞相廟、今日故人非、老眼看花落、擧頭疑雪飛、故陽千里外、山可笑迎歸、(梅花無盡藏集)

喰違口

赤坂見附の一にして、赤坂見附の西北にあたり、赤坂離宮の正門に對す。此見附は升形門戸の設備なく石壘左右より出てゝ、錯齒のごとくなりければ、喰違の名起る。此邊地勢高起して、標示三十二米突に達し、四谷見附に連り、深水壑を成す。喰違の内方を紀尾井町と云ひ、坂を紀尾井坂と呼ぶ。

新編江戸志云、井伊家の喰違屋敷は、櫻田の上邸と同し、元は加藤肥後邸なりし也、紫一本に、此に半藏山ありと云ふ、服部半藏へも賜へし歟、

紀尾井坂

今此坂の東西を紀尾井町と云ふ、北は麴町七乃至十一丁目に至る、東は平川町に至る、坂の北に(澳國公使館)等あり、坂の南に伏見親王家邸あり、伏見邸の東に北白川親王家邸あり、舊名清水坂といへり、北白川宮の東南に行政裁判所あり。紀尾井の名は、此に紀州(德川)尾州(德川)井伊(彥根)三藩の中屋敷ありしを以て、元祿の頃より此名起る、紀邸は今の北白川宮にあたり、井邸は今の伏見宮にあたる。

清水谷

紀尾井坂の下なる窪地を云ふ、今小園を開き、中には大久保贈右大臣哀悼碑あり。

江戸名所圖會云、尾州家と井伊家の間を清水坂と云ふ、清水谷と唱ふるも此邊の事なり、此所の清泉を柳の井と名附くるは、清水流るる柳蔭といへる、古歌の意を取りてしかいふとぞ。

一書云、明治十一年四月十四日、大久保內務卿參朝、途歷清水谷、有兇人、刺公車上、公薨、時年四十有九、天子聞變震悼、天顔弗懌者數日、翌日詔贈右大臣正二位、賜金幣、賞葬事、詔曰、忠純許國、經濟固於復古、公誠奉君、贊丕績於維新、剛毅不撓、外建殊勳、英明善斷、內奏偉功、洵是股肱之良、實爲柱石之臣、十七日、葬青山南町之塋、二十三日、叙公嗣子利和從五位班華族、特賜金一萬圓、郵其家、諸臣之贈官至三公、其家進華冑者、以公爲始。

麹町（カウヂマチ）

(國府方)

內城吹上（フキアゲ）の半藏門外より西へ、四谷見附に至る街路を云ふ。(一丁目より十丁目に至る、十一乃至十三は今四谷區の管內とす) 甲州道中の口にあたり、府內西方の大街にして、開府以來、早く商工の巷と爲れり、舊名を國府方（コフカタ）と云ふ。この國府方の名は、永祿役帳に出て、長祿の僞古圖には之を青山の邊に標識したり。然れども慶長三年古圖に、麹町口の地に「國府方より角筈へ出る、甲州道」云々とあれば青山と方向を異にす。又古文書あり、國分方（コフカタ）に作れり、

御城內、北の方より國分方へ、此度町屋を開き、諸商の辨利致させ候に付、勝手次第、其所に移り、商ひ始め候て不苦候、尤御城下、東の方も、夫々と御割渡可有之に付、其所に移り候共、勝手に可致候、此段申觸候、十二月二十五日、兩人所、史學雜志、朝野聞裒稿

是れ天正十八年、城の北西拓街の觸書にして、內藤青山兩奉行の文、最徵據に足る。

俗說、此麹町は昔矢部（ヤブ）村と云ひ、林藪の間に民戸散在す、寛永の初年、開きて市街と爲すにあたり、造麹の民四五家ありしを以て、取りて名つけ、即麹町と唱ふ、云々。されど麹を造る家室のありしならば、麹屋町とこそあるべけれ、不審。私按によれば、國府路町にて、此甲州道中は武藏國多磨郡の國府を經由する者なれば、古人はコフヂと云へるが、町名に負はせられしならん、其正證はなけれど、永祿役帳に「森彌三郎、廿七貫文、江戸國府方（コフヂ）」と載せ、國府路を國府方とも呼びたる如し、即傍證として見るべき歟。然るに「太田新六郎知行、五貫五百文、江戸奥州方、岸分」とあるは何ぞ、奥州方とは奥州路にあたる邑名歟。同書、又比企郡野本村、京方、鎌倉方ともあり。因りて再考するに、何方とは必しも道途の經由する所に非ず、國府、乃至奥州、京、鎌倉等の人々が、知行したる一跡を指す。「卅八貫文、練馬內、豐前方」と云ふ如き、豐前某の一跡の義たること、類推して曉知せらる。されば前に云へる國府路と、國府方は、同語同義の地名には非ずと雖、一地兩名として、各別に解釋するは、相妨くることなし。

さて麹を國府路と解くの可否は、未決とするも、慶長三年圖に、江戸城の西口(吹上半藏門にあたる)に路線を描き「此邊町人住居、國府方より角筈へ出、甲州道、四ッ谷通り」と註す。是れ又正に麹町を當時國府方と呼べる者にして、觸書と相表裏して、國府方の位置を解決するに足る。寛永圖に「西への町つつきは、小路（コウヂ）町口、武さし野の原」とある小路は、江戸砂子にも之を書し、中頃には專ら小路と作りしならん、麹字を用ゐしは其後の事とす。

(小路町)

白石紳書云、麹町は江戸御打入の時に、ひらかれしとて、山王祭禮第一に十二町の笠鉾をわたすなり、御入國後に、麹町ひらかれしなるべし。○田舍物語云、天正御入國の時、今の糀町兩側、番町、永田町に至て、本多彌八郎、高木九助兩人の下屋敷に下されしが、後市谷臺へうつる。〔武江年表〕○紫一本云、麹町見附の御門をば、半藏口の御門といふ、これは江戸御取立の時、今の麹町に服部半藏の屋敷、組の同心の家ありしゆゑに、半藏門といふ、今麹町四丁目の南、松平出羽守綱近の老母の居らるゝ所は、右の半藏が屋舖にて、赤坂見付の近所、今井伊掃部頭の中屋敷を半藏山といひしも、服部半藏が山ゆゑなり。

四谷見附（ヨツヤ）

麹町より四谷へ通する門限にして、外堀にあたり、喰違口と相望みて、壘高く池深し。

寛永十三年、江戸に侍りしに、大樹の城廓修理の事ありければ、

人つたふ千曳の石も世のこゑのをさまる春のためしにぞひく、　光廣

麹町九丁目心法寺、延寶七年の鐘銘に「武州豐島郡市ヶ谷庄、山野手」云々、此に市ヶ谷庄とあるは追書なるべし、延寶の當時、或は私に庄號を唱ふるも、そは空稱にて、其分界ありしにあらず。山野手と云ふは汎稱なるが、古記錄に見ゆるもの、之を以て最古とす。蓋國府方の北方に市ヶ谷、牛込、二邑は舊城に接し、番町は即是等の三邑、并びに上平川の內を割きて拓きし街巷なるべし、長祿古圖と云ふものに、此邊を橫山村とするは、信ずべからず。

番町（バンチヤウ）

內城北丸（キタマル）の西に隣れり。　今五番町、一番町、二番町、六番町、三番町、四番町、富士見町等に分つ、麹町の北にして、

番町は舊幕府の旗本、番組諸士の邸宅なりしを以て此名あり、されど其一二の順次は、土地の形狀、比隣の位置に因るにあらずして、當時番上の一隊の住居に、一町名を命し、一二の數を呼べるに過ぎず。富士見町とは明治維新後の命名にして、四番町に招魂社を建つるにあたり、社以北左右の諸巷(四番町の大部分、及び御留守居町、

臺所町、新道二番町)に富士見町の名を命したる者とす、其起因は四番町に富士見坂と云ふがあるに(今招魂社の西堺にあたる、三丁目と四丁目の間)外ならず。富士見町招魂社の東面は、田安臺と稱し、九段坂に臨み、飯田町に連なる。五番町より内城の代官小路に通ずる新見附は、明治三十三年の築造にして、四番町より市谷田町に通ずる新見附と相前後して成れり、共に濠池を埋立てて、塡坡路を通したる者とす。

按に、今の五番町、英國公使舘の北なる低地は、元祿以往寛永の諸圖、皆濠池の支灣西方へ入り、ゴミ坂下に至る、之を埋沒したるは享保以後なるべし。

續武家閑談云、權現樣御入國の時、旗本の輩は小身にて、地形の勞なきためにとて、御城の西北を、内藤金左衛門、天野清兵衛を以て地割あらしめ、岡の土を引おろして、谷をも埋め、不日に成就しける故に、大番衆拜領す、依て番町と名附く、此時迄、御家に外々の御番組はなし。○江戸紀聞云、相傳ふ、元和寛永の頃、大番の面々をば皆今の番町にて屋敷を給ふ、されば一番町より六番町の名あり、このころ御曲輪内の大名旗下の屋敷もほゞ定りしなるべし。○江戸會志云、文祿元年九月、東照公は名護屋行營より、在江戸の井伊直政に内書を賜ふ「其許普請之繪圖、被入念、被指越、見屆祝着候」一本十年表に此年御城北居を開て、大番六組の宅地にせらる、是を番町と云ふ」とあり、野史に「七月、遂授經營、大城于江戸、松平家忠監焉」とあるに合す。

慶長十年、始て御書院番四組を置く、是より先きに、番、花畠番の別あり、大番古は馬廻組と稱す、花畠番あるに及びて專御先手に屬す、(古の御先手と云へる、即大番なり)花畠番は城中を守衛し、書院番は殿中を守る之を古の衛府に擬すれば大番は外衛にして、書院番は内衛なり、花畠番は外内の中に居る、花畠番後に改めて小性組番と稱す、併せて三番頭と云ひ、又花畠番と書院番を兩番と云へり。

市谷見附(イチガヤ)

番町より市谷に通ずる門限にして、四谷口と牛込口の中間とす。近年此目附と牛込口の間に、新に壘を劈破し塡路を造りて、一路を開かる。

三年坂は市谷門のうちより、六番町へ上る坂をいふ、寛永十三年、外郭出來の時、あらたに開けるゆゑ、三年坂と名付しよし、南向茶話 瀨名貞雄が云く、右の説いぶかし、今本鄕元町にある榮玉山三念寺は、正しく此所にありしなり、府内備考

（招魂社）

靖國神社(ヤスクニ)

俗に九段招魂社(セウコンシャ)と稱す、明治二年六月創建、戊辰の役官軍戰死者の亡靈を祀れるものにして、明治十二年靖國(ヤスクニ)神社と稱し、別格官幣に列せらる。社地は今富士見町に屬す、境内庭園を設け、衆人消暑遊逍の處となす、又境内に遊就舘あり、多く新古の武器、其他軍事に關係ある物品を蒐集す、又故大村兵部大輔銅像あり。九段と稱するは、神社の前なる田安臺の坂の名より出づ。

富士見坂の名は、市内處々に在りしが、近年は壹番町九段坂上にのみ呼ふ、江戸鹿子に「あがるより打見る富士の山なれば遠くもこそは武藏野の原」と曰へるはいつこにやよみけん、赤坂見附内にもあり。

本祠は朝廷深厚の叡旨に出でて、戊辰己巳以來、戰役陣沒の將士を奉祭したまふ所なるが、先朝嘉永癸丑の國運轉換の期までに及ぼし、謂ゆる憂國慨世、命を非業に殞すの士をも、探索して合祀せらる。故に彼の鎖國攘夷、並びに討幕尙好の事を以て、過りて身大法に觸れ、刑死せられし者と雖、或は共に死後の榮を賜りて、崇食するありと云ふ。

嘉永六年癸丑以來、憂國慨慨の士、皇運の挽回を期し、未た其志を不遂、冤死致し候者の靈魂、戊辰中京都東山に祠宇を設け、祭祀被仰付候處、今般更に厚き思召を以て、東京招魂社へ合祀被仰出候條、右東山配祀の者、及び是迄各府縣招魂場に於て、祭祀執行來り候者共を始め、其餘戊辰以前、舊藩々に於て殉難死節の者、其名湮滅し未た祭祀等の列に漏れ候者、篤と遂穿鑿可申出。(明治八年大政官布達)

遊就舘は、明治十四年建立、銅製鳥居門、同十九年成る、高さ四丈六尺、大村兵部大輔銅像、同二十六年成る。又三十四年に拜殿以下の修理を加へらる。

（牛淵）

九段坂(クダン)

招魂祠正面なる坂路にして、坂下に爼橋を外堀(飯田川)に架し、神田區小川町の方へ通ず。坂の左を飯田町と稱し、坂の上を田安臺と云へり、即南に内城北丸(竹橋兵營)の門を田安門と云ふも是が故とす。田安門と清水門との間なる深谷を、牛が淵と呼び、内城の濠池の一なり。牛が淵の東北畔の閑地は近年修理して公園と爲りしが、今又荒廢に就く。(坂上の標高凡八丈といへり)

紫一本云、田安御門の堀の上より東を見れば、下町不殘打つづきて、上總の山迄見ゆる、正月廿六日、七月廿六日の夜、月の暗の方に出させ給時、海中より龍燈あがるを此臺にて拜んとて、貴賤男女むらがり集て、思ひ〱に夜をあかす、ねむき目をすりすり見る故、光きらめき眼花の飛ぶを、あれ龍燈こそあがれとて、頭をさげて合掌するとかや。

江都客中、中秋、　坂井　虎山

過雁聲高倚客樓、天涯風物又中秋、乾坤正値新晴好、
賓主誰無故國愁、一代文章人盡在、滿城歌吹月初浮、
但應酣醉酬淸世、白首黃塵古武州、

飯田坂(イヒダ)

九段坂の北に隣り、中坂とも稱す、九段と冬青木坂の中間なればなり。而も此中坂は元神田方面より田安臺番町に登る大路なりしも、近年今川小路を眞直に、狙

（田安臺）

橋、九段坂へ通ずることなり、形狀一變す。

紫一本云、田安臺にむかし社あり、田安の大明神といふ、是は平親王將門の首といふ、神田の大明神は將門のむくろ、俵藤太が追ひて神田まで來りてたふれしを、神にいはひ、首は都へのぼせて獄門に掛られ、其後むくろと一所に埋むべしとて此國へ下されしを、此所に大明神と崇め奉りたりといふ説もあり。○田安門を寛永圖には飯田町口と云ふ、（飯田町の鎭守築戸明神はそのかみ田安臺に在りしを、元和三年牛込門外へ移さる）永祿役帳に飯田見えず、蓋牛込の支村にして、天正の古備に牛込七ヶ村と云ふ中の一歟。慶長古圖にも飯田の村名なしと雖、此地にあたり山岡を畫かき、「登り坂、四ッ谷道」と註し、坂上には江戸坂の北門田安門よりの路を畫かき、上州道と標し、傍に「休み所」の亭舍あることをも示せり。上州道とは後世の圖書に見えれど、蓋田安より小日向、練馬に向ひ、川越城を經由して上州に往來したるならん、湯島板橋を經由して今の中山道の定まりしは、元和以後の事歟。○江戸名所圖會云、飯田町の東の入堀を俎が淵と名つく、蟋蟀橋は其北の小溝に架す、石橋の名なり、又小川町より九段坂へ向ふ處の橋を、今魚板(マナイタ)橋と唱ふ（又俎橋に作る）されど其所以を知らず、江戸名勝志には此川を飯田川と云と記せり。○燕石雜誌云、吾居る飯田町の九段坂下、十字街頭の大溝に架する矼を俎橋といふ、然るに江戸砂子に、俎橋と記せるは、本名新橋にて、昔よりの俎橋にあらず。

（俎橋）

飯田町(イヒダ)　甲武鐵道の飯田町停車場は四丁目に在りて、江戸川に近し、其線路は舊城外郭の土手を利用し、西南に向ひ牛込市谷四谷の三見附にも停車場を置き、更に外堀を越し、四谷鮫が橋谷に至るまで隧洞を穿ち、之を通して信濃町へ至る、此鐵道は明治二十六年落成。

飯田町の東堺は、坂下に舊城平(ヒラカハ)川の外堀ありしも、俎橋の少北に在りて止み、之を堀留(ホリドメ)と稱し、六町許濠水を缺きたり。（今堀留より小石川橋に至るまでを開鑿し、江戸川を外堀に通せしむる爲め、土工を起す）此邊に讃州高松侯の舊邸ありて、小石川門內の屋敷と稱したり、其東は三崎町とす。○飯田川とは平川に同し、即外堀の水脈、飯田町より常磐橋の邊までを云ふ、末は日本橋川と爲る。

（飯田川）

昔は小日向の小川、及び小石川の末は、飯田坂の下にて平川の入江に注きしこと、神田區小川町の條下に見ゆるごとし。然るに元和二年、神田山洞通の後は、水脈變じ、平川は其源を拔かれ、寛永圖に雉子橋より上は僅に細溝を遺すのみ。寛文四年に至り、飯田町の遺溝を廣めて舟入とせられ、疏浚して中坂下に至り、（堀留といふ）運送の利を加ふ。

嚴有公實記云、寛文四年、鷹師町（小川町）飯田町下、通溝を堀べしと仰出さる。武江年表云、寛文四年、飯田町御堀船入に命せらる。

江戸往古圖説に「飯田町は昔の横山村にや、古圖に見えたり、求涼雜記に、千代田村と云ふを、飯田町にあてたり」などあるは信け難し、紫一本に「昔飯田の何某の屋敷ありし故也」と云ふ方、むしろ穩なり、慶長十年圖には田安土橋飯田町口と標する耳。○享保中の江府名勝志に、府內の大綱三十二を舉け、其一を田安とし、田安御門外、飯田町、御留守居町、臺所町、牛込御門內等をすべたり。

牛込見附(ウシゴメ)　飯田町より牛込神樂坂へ通ずる門限にして、外堀にあたる、神田川の潮汐は此見附下まで出入し、船の上下自由なり。見附の少北に飯田橋あり、是は近年の開通に係る。

牛込御門は、正保御國繪圖には牛込口と記す、蜂須賀系譜に「阿波守忠英、寛永十三年、台命をうけ牛込御門、石垣升形を作る」とあり、此時始て建られしならん、新見菜が隨筆に、昔は牛込の御堀なくして、四番町にて長坂血鎗、須田久左衛門の並び屋敷を番町方と云ひ、牛込方は小栗半右衛門、間宮七郎兵衛、都筑又右衛門などの並びを牛込方といふ、此間道は百間にあまりしゆゑ、牛込と番町の間、ことの外廣く草茂りしと也、その後牛込市谷の御門出來たりと、云々。

平川(ヒラカハ)　天正以前には、江戸城の東北、內外に渉れる村名にして、上下の二に分ちたり　此名は蓋水脈に起り、江戸城の北なる小川、小石川等の野水が合湊し、飯田坂（田安臺）神田臺（駿河臺）の間より、一條落々の平江（今の日本橋川）と爲りて隅田川の大江に注く者、即古のヒノカハの入江なり。其上平川、下平川と指せる村落を想ふに、上平川とは平川門、大手門の外なる一郭（平川の內）にあたり、其東は下平川とす、今の八代洲日本橋の邊にあたるべし。芝崎神田は更に上平川村の北にして、大略平川の入江を以て相限ると知るべし。

平川の村落は本來江戸と同一なるべし、太田氏築城の後、江戸を以て城號に專用し、其邑落田土は更に平川を以て呼べるに似たり。永祿役帳に、江戸の城將遠山丹波守の知行を舉げ、百六貫文江戸廻上川とあるは、上平川の誤脱なり。同書に猶「會田中務丞三十貫文、江戸下平川內年貢より被下」「遠山隼人佐十五貫文、江戸下平川」「市野某五貫文、下平川內島田分」「恒岡彈正忠廿八貫文、江戸平川五分一」「王子領廿二貫文、下平川に在、三貫六百文上平川に在」とあるにて、上下の二村の貫高辻を詳にし、上川は上平川の誤脱に係るを悟るべし。又北隣の村名、比々谷、櫻田、國府方、牛込、柴崎、（神田 横山、等の位置に依り、平川二村の界限をも推すに足る。○武江年表云、平川は村名にして、平川といへる流あり、今の江戸川隆慶橋筋より、水道橋の上の方より、飯田町下魚板(マナイタ)橋の所へわたり、一ッ橋の少し東南の流、白銀町、油町、

濱町の方へ趣く、今の常盤橋も、其川筋なりしといふ。○慶長見聞集云、見しは今、江戸に昔より細き流たゞ一筋あり、此水神田山岸の柳原方出る也、慶長十一年春、玄仍此流の邊に來り「青柳の末すゑよりわく流哉」と發句なせられたり、實に面白き詠、後々末代迄も詩人歌人、此流にいかでか、詠吟なかるべき、此水御城のめぐりを流て、寺町へおつる、この流に橋五ッわたせり、されども皆たな橋にて、名もなき橋ども也、然者家康公關東へ御打入以後、諸國より雉子をあつめ給ふ、此流の水上に其鳥屋を作り、雉子橋と名付たり、又其下に丸木を一本渡したる橋有ければ、是をひとつ橋、まろきは皆共いひならはす、又其次に竹をあみて渡したる橋あり、是はすのこ橋、竹橋とも名付けたり、扨又御堀の大手の堀に、橋一ッかゝりたり、この橋より大きなればとて、是をば大橋と名付たり。又云、今江戸町々川多しといへども、皆堀川にて、御城の堀を廻り、日本橋へ流るゝ川、是一筋の木川なり、然るに此川方北東は神田明神の氏子、西南は山王權現の氏子なり、云々。南向茶話云、江戸は江に臨める意なるべし、天正年中御入國以前に、今の雉子橋の外より北の方大沼にて、此より西の方もちの木坂下まで、入江にて有し由也、小川町も寛永年中牛部屋之以前は、牛込よりの流、ドンド橋の向へ、直にもちの木坂の方へ流れ行き、又小石川の流は今の三崎稻荷土手の邊より一橋の御堀へ流れし由也、然れば只今の御城内古より江戸と名付る所なるべし、惣名となりたるも、其の北近邊の根城たるによりてなり。

雉子橋（キジ） 平川に架す、飯田町の東南隅にあたり、此橋を隔てゝ寸して、右へ竹橋平川門の方へ行くには、升形ありて制限せられしが、今はなし。此雉子橋見附は、もと内西北隅に位置したるなり。（慶長見聞集云、關東へ御入の以後、から國の帝王より日本へ勅使わたり、數萬人の唐人、江戸へ來たり、（按に、慶長十二年、朝鮮國の三使江戸へ來れり、是御打入の後、朝鮮人來聘せしはじめなり、此時の事にや）これらをもてなし給ふには、雉子にまさる好物なしとて、諸國より雉子を集め、鳥屋のほとりに橋一つありけり、それを雉子橋と名つけたり、云云。

（大手外）

丸之内（マルノウチ） 内城の東北に隣れる一郭にして、今大手町、元衛町、道三町、錢瓶町、竹平町の巷名あれど、大略官衙にあてられ、向上の街市にあらず、大手曲輪とも稱すべし。丸之内とは本來御曲輪（オクルワウチ）内とも云ひ、内城の東南なる外郭、三曲輪、羅城の總名なりしかど、八代洲郭を除きて大名小路と云ひ、櫻田門外を日比谷と云ふを以て、今專ら本丸大手門外の一郭の稱呼となる。此一郭は西北飯田町に連接し、其交界を雉子橋見附と云ふ、今升形を撤去す、雉橋は見附の北に在りて飯田町より神田一橋通に出る者とす）この見附内に文部省あり、舊幕府の倉庫にて、近年竹平町と命名す、是は内城の竹橋門、平川門に當する地なればとて、この邊は古の上平川村の地也。○慶長十乃至十四年のころ、城郭成功の際に成りし古圖世に傳ふ、本丸及び大手外、道三堀、平川等を載する者にして、蓬萊園主人中神氏の考證一冊を附して流布す。

一橋（ヒトツバシ） 竹橋の東、平川門より北神田の方へ通ずる外壕の一梁とす、升形ありしも近年撤去せらる、一橋と神田橋の間なる近衛騎兵營は、即徳川家三卿の一なる、一橋殿の舊宅址とす（舊時の一樓閣、猶營中に存す）紫一本に、一橋とは御當家入國の時分、大なる丸木の一ッ橋をかけしよりての名とすといへ、貞享三年江戸繪圖には伊豆橋とあり、又寛文八年の江戸圖に、今の一橋民部卿の邸なる所は伊豆守屋敷なり、依て一橋を其頃俗に伊豆橋ともいひしと見ゆ。）今按、一橋は慶長三年古圖になし、此邊に「三之藏地」と標せる者ありて、後の御春屋（オツキヤ）（今文部省）にあたる、寛十年圖に至り始めて橋ありて名を缺く、倉屋敷並びに家人屋敷に割與せらるゝを見たり。○府内備考云、寛文十年江戸繪圖に、始て當所に御春屋と載す、古は今の田安殿御舘の邊にありしと見ゆ、又當所は昔甲府殿の御舘にして、寛文元年櫻田御殿へ御移徒ありし由は、正しき記録に見えたれば、御舘跡へほどなく此春屋を立させられしなるべし。○今按、校註天正十八年日記「九月、やくしの町の寄る、」云々、是東光院藥師に非ず、落穂集に「平川御門外に、今川町と申して有之候、右の内に藥師堂有之候、其別當天神社を預候」云々とあるに參考し、龍眼寺なるを判知す、又此龍眼寺は、家忠日記に龍花院といふものと同じかるべし、其名稱相疑似す、猶考ふべし。

家忠日記云、天正二十年正月、江戸城、例年の連歌候ゝ出候、連歌過候て、若君様（秀忠）にはやし候發句、

千代のみか木々のさかえたる松の春、　如雪

龍花院にふる例にて越候、家康様、から入に、御出馬候、御送りに、ひびや迄參候

藩邦玉帛此朝宗、關國何須百二重、四海道通含渤澥、中原岳秀有芙蓉、城池日暖晴雲適、邸第春分淑景從、回望壽域佳氣裡、東西流水馬如龍、　南郭

大手門（オホテ） 舊江戸城の正門にして、本丸下乘橋外、三之丸の東にあたり、門外は今大手町と稱し、内務省、大藏省、會計檢査院、憲兵屯所等あり。慶長三年、古圖に、大手町を御城入口御門と云ひ、門外に「二之藏地」と標し、倉庫あり、倉の東は「出家住居」と標し、又「寺地掃除、あき地」と標せば、今本所回向島なる法恩寺以下の佛寺此に在りしを推斷すべし。

虎踞龍盤第一州、滄溟海壁城樓、參差日射金門曉、

三百群侯紋玉扇、江戸新年詞　秋山

今の内務、大藏の二省は、江戸中世以降、酒井(雅樂頭)邸たり、明治元年收めて會計所を置き、翌年改めて大藏省と云ひ、三年省務を分ち民部を置かれしが、沿革して六年に至り、民部を内務と改稱し、財務内政の要樞は全く此二省邸に集まることと爲る。

法恩寺址(ホフオンジ) 落穗集追加云、今の内櫻田、大手の御門の邊より、三の丸平川口迄の間には、かき上げ土居の樣なる惣構への形有之、土手には竹木生茂り、四五ヶ所計に海端へ出入仕、怪き木戸門も有之、其内は遠山が家中の侍共の居屋敷の地にて、餘程大きなる家も有之、尤少き家の義はあまた有之、籠城の節自燒をも不仕、其まゝに殘り有之に付、御入國の節は殊の外御用に相立候也、寺抔も二三ヶ所有之由、右寺々の義は、間も無く外の所へ御引せ被成候。○法恩寺址は今大手町の中とす、本住寺(ホンヂュ)とも稱し、江戸城將太田氏の置く所にして、大永四年の創建とぞ。永祿二年役帳に、本住寺領拾八貫文、三田内惣領分云々とあるは、此寺領を登記せる者にして、天正三年の文書と相合す。德川公入城の初め、豐太閤來過の時此に舍營す、當時城下第一の大刹なりしを想ふべし。慶長の初め他へ轉し、再三轉して今本所區柳島に寺號を傳ふ。○望海毎談云、法恩寺其昔へ城の東北に居たり、本住院と呼候、道灌の嫡子六郎左衞門資康、永正十年九月、相州三浦にて戰死せり、大明寺に葬り、法恩齋日恩と戒名す、其嫡子源六郎資高、永正四年正月北條の人數を江戸城へ手引して乘取らしむ、北條氏綱之を褒美し、息女を送りて聟とし大和守に任せしむ、夫よりして江戸の本城には富永三郎左衞門、二の丸に遠山丹波守、三の丸に大和守資高を居らしむ、此三の丸は道灌の香月亭を建たる梅林の地也、其後父資康十三回忌に法事を取行ひ、城外の本住院を法恩寺と改號す　天文十六年、資高三の丸にて病死し、法恩寺へ葬り爲好齋と諡す、其子新六郎康資なり、時に岩槻の城主太田美濃守も、道灌の祖孫にして從弟の末なりけるを以て、三樂新六郎同心して、法恩寺の番神堂に參會す、其密談を住持より富永遠山方へ訴へたり、新六郎は此謀叛の志よりして三の丸を立去り、本郷へ居所を移したれば、討手の者其方へ差向ふ、然るに法恩寺の同宿本行坊聞て、ひとしく新六郎方へ相告しかば、三樂にも新六にも皆房州里見の陣へ立越え敵を待つ、永祿七年正月八日、國府臺にて合戰有、北條方切勝ちぬ。

御寺領、三田郷惣領分江、中附城米之事、於永代指置之者也、仍如件、天正三年乙亥二月　綱景　判

法恩寺　(慶長江戸圖考)

天正十八年日記云、六月六日、江戸の事色々被仰出、内々にて江戸へ下る、四谷へ、七日、淺草へ行、色々たたし方、町屋ひつそく、内々の事にて、取わきこまる、本住院へよりてめし、八月ほうおん寺見まい、云々。○關八州古戰錄云、道灌四代の後胤新六郎康資、北條家の麾下に在て、當時江戸の城上遠山丹波守直景が聟と成り、(一本、太田下野守が聟と)西の郭の香月亭を守り居れり、所詮逆心を企て生涯の運否を定んと欲し、若築の三樂齋は素より親族たれば、内々渠と相議し、不意に起て江戸の本城を乘捕るか、亦は里見義弘を引出し、眞間鵠臺邊に旗を擧け、氏政父子出馬あらば康資兄弟迹より打出立切て攻擊ば、二ッに一ッと評定しける、爰に江戸の北曲輪、平川の法恩寺は、康資が父大和守資高、先考資康入道法恩齋が十三回の周忌を弔はんとて、日住上人と云る法花の僧を開祖として大永四年造立し、側に三十番神の小堂を建て、密談所に架へ置し、于時永祿五年の暮、歳末の回向と謂ひ、且は舍弟源三郎資行病死して七々日の燒香の爲とて、其弟源四郎幷に甥の源七郎打連て、法恩寺へ詣て、拜禮法施畢て、番神堂に立入、三人小聲に成て件の謀議を示合せ、譜代の郎等廿一人をも招きたるを、住持の上人立聞して、すは大事出來と思て、早速馳行遠山丹波守に斯々の由を告たりしかば、康資兄弟源七郎郭内へ屯り得ず、足弱を引まとひ、晴夜の紛れに出奔、岩築へ落行けり。)今按ふに、天正十八年日記に、局澤の十六寺院を郭外へ移さるる由見え、法恩寺も其十六寺の一なりけん、局澤を初め平川所々散在の寺院の數を合して十六といふが如し。其寺名は詳知し難きも、吉祥寺(桔梗門外)三迎院(天正日記云、三みやく院引うつし方、此方にて手傳候、校註云、大手外に在りしを、下谷坂本町へ移され養玉院と改む、江戸往古圖說云、養玉院、昔桔梗門外に在りて、三明院といへり)清水寺(清水門内)東光寺(今淺草)東福寺(今麻布)淨土寺(今赤坂)本妙寺(今丸山)地藏院(天正日記にも見ゆ、後淺草へ移さる)祝言寺(今淺草)龍華院(天正日記に見ゆ)誓願寺(今淺草)などは十六の中歟。

寛政中撰、江戸往古圖說に「下平川祝村と云ふは、今の大手の邊にて、祝言寺あり、又上平川東福寺「今の龍の口の邊なり」と見ゆるは徵據あることにや、疑惑なきにあらず。

(本住寺址)

神田橋(カンダ) 丸之内北面の大路にあたり、古より神田口と稱し、城下樞要の架梁とす。又大炊橋とも云ひしことあり、德川家二代三代の頃に方り、執權土井大炊頭利勝の邸、此見附門内にありければ也。(大炊邸に、寛永圖に、升形の西、今の騎兵營と大藏省にわたる者とせり)慶長三年古圖に、此橋北を「芝崎口」と云、是よりおうぢ道」と標すれば、橋北を芝崎村とせること明白なり、然るに近世の諸地志に神田橋内を以て芝崎村と云ひ、平川村と混亂す、是正を要す。

神田橋内を以て神田明神の舊地とするは、紫一本及び落穗集に出つる說なれど、淨心の慶長見聞集には之を言は

ず、慶長三年圖にも載せず、平川の堀の東北を神田の氏子なりと云ふことあれば、平川村と芝崎村の區分は、即此一川なりしことを推斷すべし。蓋神田祠は實に橋外なりしを、後人誤りて橋内と傳ふるにあらずや、猶考ふべし。

紫一本云、神田明神の御輿は、昔は常盤橋より入、本町へかかり、神田御門へ入り、松平和泉守の屋敷（酒井邸の東北隅）の書院にて、神酒上るなり、是は元明神の御社の跡なる故なり　〇落穂集云、御入國之節は、神田明神義、御城内に有之たると申にては無之、只今の酒井讃岐守殿の上屋敷の所、古來より明神の社地にて御入國の節は地内に大木共生茂り、其内に宮居有之、毎年九月祭禮の節は、件の木立の中に、昇を立ならべ、近所の町方より、菓柿を初め種々の賣買物を持出し、人立多候に付、殊外にぎやかに有之、其後はるか過て、かの邊も御曲輪の内になり、則明神の社之儀も只今の所へ御引移、右の社地の跡をば土井大炊頭殿の居屋敷に被下、右のいはれに付、今以神田祭禮の節は、件の屋敷表門の前に神輿おり、屋敷の主より馳走の饗杯も有之となり

神田橋内に土井邸ありしことは、慶長郭内圖に載す、德川實記には、慶長八年、芝崎道場（日輪寺）を白銀町より淺草（淺草にあらず、東神田谷原（ヤハラ）町、柳堤の南なるべし、寛永圖、谷原に遊行道場と記す、萬治の比に至り更に淺草へ轉す（移すとありて、此道場は昔日明神と一境なりと云へば、明神も白銀町の邊、神田橋の東北なる鎌倉町などにあらずや。彼の武江年表に「常盤橋一ッ橋、平川の流を隔て北の方、神田臺、昔は芝崎道場も此に在り、今の淺草の慶印寺、東津寺なとも、もと芝崎にありしと云ふ」と述ぶるも、神田明神の域外なりし所以の徴證に供すべし。

新年早覧城門　　室　鳩巣

曾戟森々華燭收、東來佳氣入樓浮、春歸滄海三千里、日出扶桑六十州、花外鈴鳴起畫鷁、柳邊雪盡散驊騮、太平門前古漪過、只恐滄唐易白頭、

常盤橋（トキハ）　大手郭の東方の大路にあたり、謂ゆる江戸本町、傳馬町に通ずる架梁也、古圖には淺草口とも云へり、金葉集に「色かへぬ松によそへてあづま路のときはの橋にかかる藤波」と云ふ歌あるに因み、享保の頃に更名したるがごとし。

常盤橋を白石紳書には大橋と爲す、慶長見聞集に合ふ、寛永圖にも、其形を備へ、追手口と標記す。慶長三年古圖には已に此橋ありて、淺草口と標し、橋邊に一町人住居、家作道具ありと」傳せり。この町家の名ごりは、其後まで此に商人あり、寛永圖に載せたり、明暦以後一掃して、悉皆武家邸に收められる。今の印刷局は明治七年創立、越前（松平）庄内（酒井）の二藩邸を收めし者とす、局中に工場、倉庫等數棟ありて、建築壯麗なり、印刷局の西に電話交換本局あり。

天正十八年日記云、八月十八日、常盤下橋普請始る、舟入堀普請始る、舟入堀橋普請、何れか正しきと、御詮議なり、橋の方第一と云ふことになる、廿二日、喜太郎殿（堀内氏定、後大番頭）喜六郎殿（高木正次、後主水正）半藏殿（服部正成、後石見守）組衆、いづれも橋の奉行被仰付、橋かけ可申處、百七十三間あり、其内さしかかり急に入用の分、百五つあり、廿四日、本町の西に橋を坂橋にかけ申す、九月九日、本町の橋かけ得る、水深く、柱の根入、土俵にてゆり入候、橋材料の木悪し、上野多の郡より出す木よし」（白石紳書云、天正十八年御入國後に、京橋筋より今の西丸下までを、上方よりの往來道とし、大手の前より本町へ通りしなるべし、奥州の方への町の終りは、今の神田の旅籠町是なり。又云、今の常盤橋を大橋と名付しといへば、是は昔しよりありしなり、平川より海へ落入る水にかけし橋と見えし、その後に京橋より本町すぢまでの町いできしに隨て、川筋を掘ひらきて、日本橋、江戸橋など云も出來しなるべし、これは慶長五年、關原の事終りし後なるべし。落穂集追加云、江戸町屋のはじまりは、今の日本橋より道三河岸の堅堀を掘られしを初にて、それより次第に竪堀、横堀などいでき、その揚たる土を、堀の端に山のごとく積あげてありしを、諸國より集りし町人等こひ奉りしかば、町家にわりて給はるにより、おのおのおまゝにその揚土を引取、地面を築きかまひを定め、表の方へは、先葭などもて垣とし、その後次第に家居をたてゝ引うつりしが、初の内は町屋を願ひしものも少なかりしに、伊勢の國よりあまた來りて、小石川ほどなく町屋多く出來て、一町のうちなかばは伊勢屋なもて稱とせし。此に云ふ小石川とは疑ふべし、小石川も末は平川へ落合ひ、日本橋川と爲る、日本橋の伊勢町のことか）

八代洲（ヤヨス）（大名小路）　丸之内、大手外郭の南なる一郭にして、宮城前御苑の東に居り、和田倉、馬場先の二門を以て相通す、此一郭の東は、外堀に、吳服、八重洲、鍛治、數寄屋の四橋を架し、日本橋京橋の諸巷に通す。

八代洲の一郭をば、昔大名小路（ダイミヤウ）と稱したり、國持諸侯、及び幕府御用部屋出仕の譜代の藩邸、多く此の間に在りて、門前常に兵馬僕隷を蝟集せり。明治維新後は、兵營官廨等多く此に置かれしが、二十年頃より次第に他に轉し、今此一郭は中央鐵道停車場及び商工營業の大建築にのみ供せらるることとなり、形狀再三變ず、町名を分ち、八重洲、有樂、永樂の三と爲す。〇八代洲とは、内堀の沿岸を八代洲河岸と云ふこと、古圖及び今様に徴すべし。慶長圖に據れば、八代洲の南方、日比谷との間に海水灣入し、今の有樂町は當時陸土を成さず。此岸邊に

(舟町)

は「舟の御役所」「御番衆」「町人住居」などと標注したり。即淨心、友山等の古老が謂へる、江戸の舊街、舟町(フナ)にあたり、當時船舶は今の馬場先門まで着岸せるを知る。又寛永圖には、此一郭中商家散在して、武家邸と町屋の雜れるを見る、明暦以後に及び、員の大名小路となれるなり。○江戸會志云、八代洲河岸通り、及び道三河岸の濠の南北なる町家を、昔は內町(ウチ)と稱せしよし、疊町、新右衞門町、京橋、弓町、新肴町、彌左衞門町は寛永五年に八代洲河岸より京橋へ移さると、御書上に見ゆ、道三河岸なるは寛永八年火災の後に外へ移されしよし、人見私記に見えたれど、其町名等は今考ふる所なし。

連雲甲第鳥過難、碧瓦朱欄隱日寒、大道坦迤如髮直、寸人豆馬識中看、大名街　　　侗　庵

慶長江戸圖考云、增上寺安國殿御系圖に據れば「慶長七年淺野彈正長政、初めて江戸へ下りし時、屋夜宇寸(ヤヨウス)が宅を旅館とす、屋夜宇寸は南蠻人也、寺などの樣に家を作り居す、今此所を屋夜宇寸河岸といふなり、當日彼旅館へ安國殿(家康)みまひ給ひ、ゆるゆる休息ありて歸城し給ふ」云々と、されば淺野氏が櫻田に邸賜はりしは、爾後の事也。○落穗集追加云、御入國の節には、只今の八代寄川岸の邊には、鍛師共の家居有、御入國の翌年あたり、高汐揚り件の鍛師町へ水つき候故、鍛師共も妻子を乘せ家財を積み、只今馬場先の御門に成り候あたりの、畑中に有之候大木共へ舟をつなぎ、云々。○府內備考云、大名小路は萬石以上の屋鋪のみ軒を連る處なれば呼名とす、三浦淨心が見聞集に、江戸町の蹟は大名町となりしといへるもの是なり、また耶楊子河岸は、彌介子、八代洲、八代曾、八重洲(ヤヘス)とも書せり、皆假借の文字なり、紫一木に「昔ヤヨウスと云ふ異國人に、此所にて屋敷を賜りしよりの名なり」と、案に慶長日記に、十九年甲寅、九月朔日、阿蘭陀人耶楊子、虎子二匹を獻するよしみえたり、此人なるべし、駿府政事錄にも見ゆ。○甲子夜話云、林氏曰、我居宅の地名世上にてやよすがしと云ふ、是もと諳厄利亞人やんようすと云ひし者の僑寓せしより地の字となり、夫を顛音にて取なし、昔は八重洲河岸と書く、家の鳳岡文集に此の如く見え、御普請役所の元祿頃の古記、皆八重洲の字を用て書けり、他にては今は兎角八代洲と書くなり。○兒齋叢書、江戸地名考云、紫一木に據れば彌與三河岸は、唐人彌與三の屋敷ありし地なり、渡邊幸庵對話には、昔彼所は町家にて、町頭に彌助と申福者ありて、彌助町と申、彌助河岸と云を、いつの頃よりかやよすと申誤る、云々、延寶の方角安見圖には、長祿年中、太田氏城下町割の時、彌與三と云ふ者の屋敷給りし地と云へり。

(八重洲河岸)

道三堀(ダウサンボリ)　大手外郭と、大名小路の間なる一溝にして、內堀と外堀の間を貫通す。其內堀の關口を龍之口(タツノクチ)と云ひ、和田倉門外にあたり、其外堀(平川)との落合は、直に日本橋川に連なる。

龍之口とは、內堀の剩餘の水の落下する所にして、關堰の設備あれば也、日本橋川の舟筏は、潮汐を伺ひて此に登り來る。舊說、此邊は平田(ヒラタ)村と云ひ、德川氏入國の初めに至り、大手門外なれば町屋をたて、柳町と稱して、傾城遊君などを置きしことありとぞ。道三の名は此溝の南邊に、細川殿邸と相接し、延壽院(今大路)道三てふ世醫の宅ありければ也。寛永圖に此延壽院の邸ありて、又堀江に向へる一帶は「うちかし、町やしき」と標し、慶長兩古圖の趣にも合ひ、謂ゆる舟町にあたる。○史學雜志云、朝野舊聞裒稿に「慶長十六年五月、上總介殿裏、鹽入築切申候」とあるは、上總介即川中島(越後少將)忠輝にして、其邸は龍之口の溝北に在り、謂ふ所の鹽入築切とは、當時和田倉より、道三川、日本橋川まで海水の出入ありしを修築して、土石を以て出入を塞ぎたるを云ふ。

龍之口(タツノクチ)　道三堀左右、和田倉門外の汎名に呼ばる、其名義は道三堀の條に見ゆる如し、龍字、瀧又辰に作る。

府內備考云、寛永十三年正月十一日、評定所事始あり、是より前は瀧の口傳奏屋敷にて評定あり、此處その屋敷を分て評定所を設け、此所にて始めて公事の沙汰ありしと、云々、落穗集曰、傳奏屋敷、常には御用も無れば、老中方寄合所と有之、朝夕の御賄の義は、下奉行に被仰付候處に、外々の義には手つかへも無之候得ば、御老中方を始めその外、歷々方の前へ出、給仕を致し候ものに手支へ、如何致したるものかと在之、板倉四郎左衞門殿被申出候は、給仕人の義は、葭原町の役にかけ、幾人成共遊女を出させ可然との義に極り、葭原町の役懸りとなり、傳奏屋敷前迄船にのせ、召連參候節、舟の上には苫を葺き幕簾をかけ候を手始と仕り、外々にも屋形舟と申物は始まり候、云々。(評定所址は今永樂町二丁目に空地存す、明治維新の初年に勸工場と爲ししが、其後營造なし)○紫一木云、龍の口と申は御堀の水落なり、橋より東、錢瓶橋よりさす汐は此橋までさし入るなり、和田倉御門の前を彌與之が河岸といふ、昔彌與之、八官、安針とて三人の唐人下りしに、屋敷下されし、其所を今彌與之河岸、八官町、安針町といふ。

龍之口の邊は古の東海驛路にあたり、古史に見ゆる豐島驛もそこかと疑はる。戰國の頃には專下平川と云ひ、德川公入國の初めに、江戸町、舟町、內町と稱ふる海陸の交會は、專此間を指したり。又慶長見聞集に、しば〱豐島の泛稱あるも、此津驛を指せるなり。然るに千代田、寶田、祝田の村名を云々して、江戸宿傳馬町(テンマチャウ)の古跡に附會する者あり、眞否を混亂するなきを要す。

武江圖說云、江戸傳馬町舊址、今の龍口の邊にてあるべしとぞ、然るに傳馬町は慶長中に移るといへるに、

(傳馬町址)

此邊より八代洲河岸へかけての町屋は、承應二年の圖にまでもみえたるが、其町銘しれず、又何方へうつりしや知れず、寛永九年の圖に、今の評定所の角の邊に職人町とあり、道三河岸の所にいしや町としるせり、柏崎永以著、事の序といふ書に云はく、

江戸上宿人足問屋　吉澤　主計　龍口畳角に住
同　下宿問屋　馬込勘解由　同所
馬借問屋　宮部又四郎　佐久間平八

按ふに、此地往古の寶田村千代田村なるべし、此所に三人の者居住して、驛場問屋役を勤しが、慶長十一年御用地となりて、今の大小傳馬町の三ヶ所へうつされし由、然るにや、今も大傳馬町馬込氏地所に、寶田稲荷の宮居あり、南傳馬町一丁目吉澤氏地面に、千代田稲荷の宮居殘れり、[illegible]年表云、見[illegible]城の邊、昔は千代田、寶田、祝田、芝崎等の村なり、南傳馬町小傳馬町は千代田村の内に、大傳馬町は寶田村の内なりしとぞ、千代田、寶田ともに今の[illegible]なり。

家忠日記云、天正二十年三月、江戸普請、廿一日、江戸參着、傳馬町佐久間所へ居候、廿三日、城に[illegible]普請候、我等屋敷普請させ候、廿六日、夜あさくさ[illegible]大事出来候、四月四日、屋敷家たて候。

傳馬守定、可出之、但[illegible]宗に可渡之者也、仍[illegible]
壬午五月九日(天正十)(遠山[illegible]守、直[illegible](花押))
江戸　淺草　鳥[illegible]宿
但是者[illegible]、[illegible]樹[illegible]寺[illegible]民[illegible]、

江戸砂子、及び名勝志に、[illegible]之口は[illegible]田村と云ふ地にて、今も此なる土[illegible]に、平川明神在りと叙す、平川と云ふこと疑ふべし、もしくは平川の事にあらずや

呉服橋　大名小路と日本橋通町、呉服町に通ずる要橋にして、寛永圖に後藤橋と云ふ、今も後藤氏の宅[illegible]町にありて、御服座なりければとぞ。慶長の兩圖には此橋に名なし、當町のもの通ひ路と記す、四日市蔦町の通路なればならん、

幕政の時、江戸町奉行は二人ありて、其役宅は二所に分れたり、一つは數寄屋橋門内にあり、此役宅昔は呉服橋内にありければ、南番町と稱せり、一つは呉服橋門内に在り、此役宅昔は常盤橋内にあり、北番所と唱ふ、文化三年燒失の後、呉服橋の地に移さる。又按に、[illegible]町の名は慶長見聞集に見え、其橋のことも、同書に、

平川には五つの橋をわたし、(中略)町には舟町と、四日市の間にいささき橋只一つあり、是は往来の橋也、[illegible]四年の[illegible]頃、此[illegible]のもとにて[illegible]あふたより出す、[illegible]、京錢うちまじりて[illegible]、[illegible]とも、此錢がめを町の兩代官殿へさゝげ申たり、それより[illegible]とは[illegible]、昔くちはて、いまはおびたゞしき橋かゝりたり、云々。

此[illegible]いふ[illegible]に、四日市[illegible]とあ[illegible]し、[illegible]呉服座にあたる[illegible]南[illegible]呉服橋に近[illegible]に見[illegible]、[illegible]には、慶長[illegible]、[illegible]は二[illegible]、[illegible]に[illegible]、其[illegible]、寛永に至り[illegible]、[illegible]は舟口と呼び、往時江戸五口の一にして、四日市の淡江を[illegible]、

見しはむかし、江戸繁昌のはじめ、天正十九卯年夏の頃かとよ、伊勢與市といひしもの、錢瓶橋の邊りにせんとう風呂を一つたつる、風呂錢は永樂一錢なり、みな人めづらしきものかなとて入しが、今は町毎に風呂あり、びた十五文廿文つゝにて入なり、湯女といひてなまめける女ども、[illegible]、あかをかき髪をそゝぎ、扱又湯ゝ茶ゝと云ひて持来りたはむれ、うき世語りをなす。

永樂町は東北の方に錢瓶橋あり、むかし此邊にて永樂錢の入りし瓶を堀出せしとの説あるに因り、近時此名を附せしといふ、幕府時代には、諸家門を連ぬし地なりき、其の後明治十八年頃までは、近衛騎兵歩兵の營舍等ありしが、今や之を一掃し去りて空地となり、新廳は未成らず。「東京名所圖會」

鍛冶橋　呉服橋の南に在りて、近年(明治十七)此兩橋の間槇町、八重洲と名つくる新町を附せり。此橋慶長圖に見えず、當時此邊は[illegible]、いまだ開墾せず、海潮の汎濫する所なり、[illegible]、慶長十四年[illegible]にいたり、初めて橋梁あり。明治中頃の頃より、鍛冶橋内の[illegible]を取りて判事[illegible]を置き、[illegible]にして司法省と改め、裁判所、囚獄等を此に置く、七十[illegible]を[illegible]ければ、[illegible]の獄官は、昔此に集まり[illegible]、今は警視廳の所在、[illegible]津山藩(松平三河守)邸にあたる、近時八重洲町内に、中央鐵道車驛に置くの議決せられ、今其土木を役しつつあり、竣功近きにあらん。

江戸會志云、慶長十[illegible]圖に、常盤橋の南に無名の橋四あり、[illegible]、數寄屋橋なし、[illegible]、鍛冶橋なれど、中間の二橋は何と唱へて、何時に廢せしや知るものなし、因てこれを考ふるに、[illegible]、横町[illegible]といふもの[illegible]なるべきか、大[illegible]院[illegible]に、寛永二年六月、本城各門の普請を定らる、道[illegible]上洛により[illegible]、[illegible]、按に、今の[illegible]也)和田倉、呉服橋、鍛冶橋(按に、今の[illegible]、横町[illegible]、鍛冶橋、[illegible]一と見[illegible]、[illegible]町、[illegible]なるべし、又[illegible]町[illegible]は今の[illegible]なるべし、但[illegible]町[illegible]は[illegible]寛永江戸圖に見えざれば、其間に廢せしか、又鍛冶橋も昔は鍛冶町へ渡り[illegible]に、今は五

(錢瓶橋)

(八重洲橋)

郎兵衛町へ渡れり、是も後に南へ移されしと見ゆ。

東京府廳　今鍛冶橋内に新築し、有樂町二丁目に屬す、舊土佐國主山内氏の上邸たりき。

近年數寄屋橋内を有樂町と公稱するは、元橋外の市街の空閑なりし頃、有樂原と呼ばれしに據る歟。府内備考云、有樂原は數寄屋橋御門の外のあたり也、慶長のころ、織田有樂の屋布に給ひしが、後明地となりしとぞ、〔再校江戸砂子〕されど、有樂江戸在住のこと明證なし、信すべからず、蒲原の義ならん。

東日比谷　近年日比谷を西日比谷と呼ぶに對し、日比谷門外を東日比谷と云ふべし。公簿には有樂町と云ふにあたる、即鍛冶橋、數寄屋橋の內なり。此東日比谷は、慶長中の埋築にかかる、慶長三年古圖に此邊を畫かきて灣と爲し、水中に北岸よりしめきりの竹柵を出し、そうじ(字形不詳)の竹かき、水の中へ壹丈「る、水野殿(上野殿の誤にて本多上野介正純なるべし)御あつかひ中の年出來る」と註したり。中は慶長元年にあたれば、其頃より土木の役を起し、彼圖を作れる頃は、いまだ修造の功成らずと知られたり。武江年表に、慶長八年癸卯、今年江戸町割を命じ給ふ。慶長見聞集に「日本六十餘州の人歩をよせ、神田の山を崩され(今駿河臺の東南なり)南の入海、四方三十餘町埋させ、在家を立させ給ふ」と云々などあるに合考すべし。

日比谷大神宮　今有樂町三町目と云ひ、數寄屋橋內とす。伊勢神宮の遙拜所にして、明治六年創立、十三年に至り宮殿成る。(境內に一井あり眞清水と稱し、俗說あり、織田有樂、慶長元和の比に此に住し、地を穿ちて之を得たりと、此地一帶は慶長八年比の埋築にて陸土と爲れる所なるが、清水の涌出するは頗に一異と謂ふべし)

數寄屋橋　東日比谷有樂町より南へ、京橋數寄屋町へ出づる門口とす、此橋は京橋川の汐留にあたり、外堀の通船は此橋を南限とす。府內備考云、數寄屋町といへるも、御數寄屋の者の屋敷此所にありしよりの名なるべし、「江戸記聞」鐵醬塵埃抄に「慶長七年、芝口へは數寄屋橋御門立、內に羽柴美作守秀治の屋敷あり」といへり。○江戸砂子云、すきやばし、御門外、廣小路より、元すきや町二丁目、三丁目の所、慶長のころ織田有樂やしきに下されしが、後明地となりて二三町ほどの芝生、春はつみ草、夏は池邊の晩涼を賞し、築山のかたちのこり、ことに柳櫻楓などおほくありて、秋色又おもしろく、人多くあそびしとなり、折々御鷹をあそばされしとか、寛永のころにや。

日本橋區

日本橋區　麴町區の東に隣り、外濠と大川(隅田川)の間に在り、北は龍閑川及び神田川を以て、神田、淺草二區に堺し、南は京橋區と接比す。日本橋川は區の中央にあたり、外濠と大川を相通せしむ。其地は全く洲岸より成り、多く江渠を穿たる。街巷は日本橋を元として、通路の出る所に從ひ鱗次す、大略此橋を過ぐる廣路を大通と云ひ、南は京橋、新橋に至り、北は神田、上野に至る。本町と石町の二條は、大手郭、常盤橋より東北に向ひ相並行して、淺草橋、兩國橋に至る。東偏なる大川の邊を濱町と云ひ、濱町の南に蠣殼町、箱崎等あり、茅場町は更に蠣殼町の西南にして、京橋區(八町堀)に接續す。此一區は古來民戸闐咽、府下に於て最人烟稠密と爲す、商工業の店舖連檐對軒し、銀行會社等の巨館之に夾雜す。彼れ江戸の目貫と稱せられ、土一升に金一升の諺あるも、即此間とす。今面積三百町步、人口十四萬。

古を以て之を論するに、日本橋區は江戸下平川村、及び芝崎村の地なるべし。平川の末なる湊江、此に於て大川に會ひ、四日市は實に文明年中、江戸築城の當時も湊町なりき。されば茅場町、蠣殼町、濱町等は沿江の藪澤にして、其名の因める如き茅野浦濱の地、貝殼平鋪せる斥鹵なりけん。但し江戸城西丸下より大手郭に出て、本町、横山町に通する一路は、上古よりの東海道なりし如し。即荏原郡大井驛より豐島驛(江戸平川の傳馬町にして、龍之口の邊に舊驛趾をつたふ)に來り、此間を經て石濱、隅田の渡津に向ふ者とす、而も湊江(後の日本橋川にあたる)即江戸の名(江の津、江門と云ふ同し)の起る所なれば、後世四日市の舊港津に橋梁を架し、江戸を以て名つけしも、偶爾にあらず。日本橋は其初め詳ならず、四日市と比々谷、芝浦の間の江潟を埋築して、城下市街の形勢一變し、日本橋之より顯れたり、蓋慶長初年の事とす。

龍閑川　舊神田堀、又八丁堀と云へり、大手郭の外堀より、通乘物町を貫きて東に穿ち、濱町川に接通す。今日本橋區、神田區の堺線にて、其西端外堀に接し、龍閑橋あり、大通には今川橋あり。(神田八丁堀の名、神田區に重出す)

(橋川今)

江戸名所圖會云、今川橋の堀を神田堀と云ふ、元祿四年辛未堀割たりとぞ、其頃此の地の里正を今川某と云ひければ、直に橋名にも呼びける。東京名所圖會云、龍閑川又銀堀と稱へ、安政年間一たび埋沒せられしを、明治十六年更に開鑿せられたり。○按に、一書に「神田堀は鎌倉河岸、龍閑橋の邊より御堀の枝流となり、東の方馬喰町に達し、それより南に折れ、濱町にかゝりて大川に合す、近き年馬喰町邊にて船入を止めしゆゑ、今は二流の

人堀の如くなれり、馬喰町邊より濱町迄を濱町堀と云ふ、是は元和日記に「江城の北、神田の堀」云々とあるにあたる、云々とあり、されど此龍閑川は（萬治中に斷火巷として空閑を置かれし元祿の新開なること明白にして、元和二年に堀れる神田川と相混ずべからず）又按に、三縁山志、傳通院定譽上人、寛永年中龍閑寺を開き、十一年増上寺へ轉昇すとありて、此龍閑寺は後小日向水道町へ移さる、龍閑橋、龍閑川の名此寺に因りて起る。武江年表に、古の平川は今の神田橋の筋より、龍閑川の筋を流れしやうに說くは疑ふべし、平川は古來日本橋の方へ落入ること、不易の形状なるべし

白銀町（シロカネチヤウ） 今本銀町（ホンシロガネ）と云ひ、龍閑川に並行し、四丁目に至る。寛永古圖には四丁目をしほ町と云ひ、其末にしんなわ三丁あり。蓋萬治中、此一路に斷火空地を置ける時、壁改せるならん。しんなわと云ふは、今小傳馬町に屬し、しんなわ三丁目は近年の龜井町にあたる。

白銀の名義不詳、小田原分限帳に江戸白銀とある村名は、今の芝區白金の地とす、彼村民などの移りて町を立てしにや、日本橋に品川町あるが如し。寛永古圖に、白銀の通町を、御服町（ゴフク）と云ふ。

石町（コクチヤウ） 今本石町と云ひ、本銀町の南に隣り、並行して四丁目に至る。末は鐵砲町、小傳馬町、馬喰町を經て、淺草橋に至る。石町とは穀物座の謂にて、寛永圖に據れば、白銀町の北に新石町の出來しにより後、之を本石町と改めしを知る。石町と本町の間の廣衢を十軒店と稱し、室町に連ぬ。一書に、銀町の白旗稻荷社を、古の福田村の鎭守と云ひ、本町石町銀町の邊を、その福田村なりと說くも明徴なし。慶長の頃には、此邊に寺社多くありて、芝崎村の中なりし如し。（東京名所圖會云、昔本石町三丁目北側に、長崎屋といへる旅舘あり、幕府の頃、和蘭人參府の際には、この旅舘に投宿するの例なりき、東都歲事記に、三月廿五日頃とありて、紅毛人五年に一度參府、かぴたん一人、筆者一人、外科醫一人、都合三人なり、當月の末到着し、本石町三丁目長崎屋源右衛門が方に滯し、三月上旬登城す、古は毎年參府せしが、近來五年に一度となる、又かぴたん筆者の外に、外科醫一人來りしが、最も寛政以來改りて二人となれり、蘭人來朝の始は、慶長甲寅年なりと、江戸名勝志にいへり。）○慶長見聞集云、今は關西、大坂、堺にてはやりもの、關東江戸まで流行るは、たのもし頼母子と名付て、貧なるものが有福なる者をかたらひ、金を持寄、座中へ出し置、皆入札を入て是を買とる、うとくなる者は貧なる者に高う買はせ、毎月金の利足をとるを悦び、貧なる者は持ぬ金を得ること地して歡ぶ、扨又無盡好む人達は、一人して百日も二百もするなり、江戸本石町四丁目の乳牛彦右衛門と云人は、二百廿日にへて、座中をかけまはり高買にしまはし、、過言に物語りせられし

本町（ホンチヤウ） 石町の南に並行して、四丁目に至る、是は常磐橋より淺草橋に至る通路にあたり、江戸城の大手なれば、東北諸國の驛路に係りければ、府下に於て第一に開市せる巷とす。慶長三年古圖に、常磐橋より一路を畫き、淺草口、奧州道、きんやより千住へ出、此邊町人住居」と書したり、則江戸本町の義なることを知るべし、而も天正十八年日記、已に本町の名を引擧するは、常磐橋をさして、本町の西の端と云ふ（如き）是れ直に追手の郭門を承けし市街なれば、新地なれど、内町に分ちて、自然に早く本町と指目せられしならん。

天正十八年日記云、九月一日、本町通繪圖仰附らる、四十丈の一町に割る、南町申旨、道幅六丈に割り、一町の分、四十丈まで一尺まで、西によいいろいろ、廿六日、町割次第きまる、小間、間と云こと、間數に其なり、小宮山兵衛云、當分の町割ありしは、高山日本橋、北鍋道、西

は常磐橋より、東は兩國の邊までなるべし、先籍往々、慶長見聞集なる「慶長八年豐島の洲崎に町を立て、南海を四方三十町埋立」云々とあるを、常磐橋、呉服橋の外、乃今の下町は悉其時の新築なりと云へるは誤りなり。（大間小間の事は江戸の條下に註したり）○慶長見聞集云、慶長六年十一月、二日巳の刻、駿河町より火を出す、此大燒亡に、江戸の町々一宇も殘らず、人多く死す、畢竟町中草葺故、火事絶えず、此序に皆板葺になすべきよし、官府より令せられけれど、本町の彌次兵衛といふ者、諸人に秀でゝ家を作らんと工み、海道表棟より半分瓦にて葺、後半分をば板にて葺たり、さても珍らしや奇特哉と、人ほうびして異名を半瓦彌次兵衛と云、是江戸瓦葺の始なり。○石町と本町との間なる通町を十間店（ジッケンダナ）と云ひ、早く寛永圖に見ゆ。

江戸は幕政の時、武家竝びに寺社方を除けば、他は一般の町人なれば、一種の自治体を爲さしめ、町年寄三人ありて、町奉行の令を承け總町人を支配したり。三人は世職にて、館市右衛門（奈良屋といふ）樽藤左衛門（樽屋といふ）喜多村彦右衛門といへり。奈良屋は本町一丁目（今の日本銀行）金座と相隣接し、樽屋は本町二丁目（薬屋町と云ふ、今三井營業局の邊）にて、寛永圖に此に茶屋と書す、茶屋四郎次てふ豪賈の邸なりけん）喜多村は本町三丁目の南、室町に居れり。慶長見聞集に、早く江戸町の年寄は奈良屋、樽屋、北村の三人たることを載せたり、又東照宮御實記には、此三人は三河國より隨從の家人なりと云へり、天正日記にも、此人々の名散見す。

傳馬町（テンマチヤウ） 二街に分れ、北なる石町の末を承くる者を小傳馬（コデンマ）とし、南にして本町に續く者を大傳馬（オホデンマ）とす、各三丁目に至れど、小傳馬の首に鐵砲町を置き、大傳馬の三丁目（寛永圖に見ゆ）を旅籠町と改め、其後を

油町と云ふ、因て旅籠町に係る。傳馬町は慶長中、江戸城下町割の日に、舊江戸宮(今の龍之口大手外の邊にて、千川村の中なりけり)の傳馬のものを移されしなり。南北の二街に分れければ、大小の名を負へる歟。俗說、千代田、寶田の二村の民、此大小傳馬の街を成すと云ふは、信を取るべからず。○慶長見聞集に「江戸旅籠町」といふは、大傳馬町のことなるべし、外神田及び淺草の內にも旅籠町あれど、慶長の昔には、此の一地にのみ旅亭はありけん、元祿六年圖に、大傳馬三丁目を旅籠町と改む。白石紳書に述べしは「最初江戸の町は上方よりしては、京橋の邊りよりあなたは赤坂へかゝりて城下へ入りしが、御入國後に麴町ひらかれしなるべし、其時には京橋筋よりは、今の西丸下を往來の道とし、大手の前より本町へ通りしなるべし、奥のかたへの町の終りは、今の神田の旅籠町これなり」云々も、この大傳馬町のことにて、外神田旅籠町にあらず。

旅籠もと馬の食を盛る籠を云ひ、「和名抄」轉して旅行の食物を入るゝ器の名となり、「宇治拾遺、平治物語」遂に轉して旅人を宿し食事などとりまかなふことの稱となり(蜻蛉日記、はたご所)旅籠屋といへば客舍のことゝはなりぬ、和名抄に、篼、唐韻云飼馬籠也、漢語抄云、波太古、俗用旅籠二字。拔萃毫註、八多籠、見萬葉集皇子舍人等作歌、及空物語吹上上卷、平家盛歌、波太古馬、見蜻蛉日記、宇治拾遺物語、谷川氏曰、當是刷籠之義。按、波太古、客馬飼之籠、轉爲客旅人食之器、見今昔物語、今俗謂旅館貸食、爲波太古、再轉訛耳。

旅人のはたこの馬のゆきずりに雯野の草をすさめやはせぬ、大木

新編江戸志云、千代田稻荷の元の社地は今常磐橋の內、北町奉行屋敷の向ふの土手にあり、其邊を昔は千代田村と云へり、今の小傳馬町はその替地にて、寶田も別に勸請せしなり、此事大傳馬町の名主馬込勘解由が家の日記にあり、砂子にも小傳馬町千代田稻荷を載せたり。○東京名所圖會云、天正十八年、江戸寶田村及び千代田村の里長たる馬込勘解由等、駄馬人夫を率て德川公を迎ふ、慶長十一年、城郭を擴張するの際、寶田村及び千代田村の驛家を郭外に移せり、其の寶田村に在りしものを大傳馬町、并に南傳馬町と稱せらる、馬込氏は大傳馬町の名主となり、幕府の末年まで傳馬役を執務し、御傳馬方書記に、元和元年勘解由其部下を率て遠江國濱松驛馬込橋に至り、家康公の還駕を迎ふ、云々、武江圖說に、昔は間米としるし、家に太田道灌の「千代田より寶田いつる間米哉」といへる筆蹟を所藏するよしを載せたり、然れども江戸に牛込駒込の地名も存し居れば、此說を疑ひて諸書を撿せしに、小田原衆所領役帳の中にて、

梶原勘五郎　三拾貳貫六拾文　江戸馬込

とあるを發見せり、かゝれば馬込は當地の一稱にて、驛馬を出せしよりの名なるべし。○今按、千代田云々の說は、例のものなれば、採るに足らず、馬込氏の書記と稱するも、固より之が正否に供せらるべきに非ず。又役帳に見ゆる江戸馬込村は、今も荏原郡に現存し、此地と相干係することなし。

小傳馬町

一丁目の東側に囚獄のありしことは、早く寛永圖にロウヤと標し、石出氏獄司を世襲せり。○東京名所圖會云、德川幕所の牢屋敷は、小傳馬町に在り、地面二千六百餘坪、享保十年、石出帶刀書上に曰く「牢屋初而御建被成候は、天正年中、常盤橋の外、只今奈良屋市右衛門、并後藤屋敷に牢出來、其以後慶長年中、牢屋此所へ引申候よし承傳候、四拾三年以前、天和三亥年、新規に揚り座敷出來、本牢は四十三年以前(天和三年)迄、三方壁土藏作りにて、前通り格子附申候、殊之外囚人共置仕候付、右揚り座敷御普請之節、四方格子に相成候」云々、此傳馬町囚獄、明治以後、八年五月に至るの間は、原形を存せしが、市谷監獄署の落成せしより撤毀し、後は空地となり、久しく草原にてありしが、人皆不淨地といひて入る者なく、已むを得ず、十五年佛堂を建てたるより、舊態初めて一掃す。

馬喰町

石町、小傳馬町の末にして、濱町川(鞍懸橋)の東に起り、四丁目に盡き、柳原、淺草橋に達す。

馬喰町の北なる橘木町、豐島町等は、地形濱町川の東なれば、當然日本橋區に屬す、今之を神田區の管內とするは、整合せず。寛永圖には、橘木町の邊を横山片町と記せり、されば馬喰町南北は、共に古の横山村の域內なりけん。其横山片町の北側はすべて寺院にて、しんなわ二丁目より柳原堤まで佛堂相望みたりける景狀、彼古圖にて知らる。○馬喰町の博勞師のことは、天正十八年日記に「たかぎと云ふ馬くろ、ゆいしよ申出る、馬場の地の繪圖いたす」とあり、卽高木氏にて、後世まで町名主の家とす、開府以前よりの土人也。馬喰を博勞とも書せり、伯樂を本字とす、(廣韻云、伯樂善相馬、一作博勞)伯樂とは馬醫なも、牧人なも、馬商なも通はせて呼べる名なれば、いづれにして馬に因める家業のもの、初めける街なりと知らる。近年まで三丁目の北裏に馬埒あり、初音馬場と呼びたり。寛永圖によれば、二丁目より三丁目に涉り「馬のり場追廻し」と標せらるる空地なり。又初音馬場の北、柳原堤に至る間の大邸を、近世郡代屋敷と云ひ、雲光院の跡なり。萬治の比より、關東及び駿遠參等の郡代職を世襲せる伊奈氏之に居る、寛政三年、伊奈氏罪あり籍沒せらる、此邸は勘定所に隷せしめられて大政革新に至り、後開きて民屋とせられ、今四丁目に屬す。○江戸名所圖會云、伯勞町の馬場は、慶長五年、關

(雲光院址)

を原御陣の時、御馬揃ありし所なりと云傳ふ、寛永廿年開板の、あづまめぐりといへる草紙に「爰は馬喰町とかや、傍あまたうちつれて、こゝにくり毛の馬もあり、或は月毛鹿毛おすけ、背せめ事とっちみえて」云々。武江圖說云、馬喰町追廻し馬場は、名主兼帶の御馬工郎頭、高木源兵衛之を預る」

武江圖說云、昔深川法[illegible]寺は、馬喰町馬場邊なりしが、是も天和二年の頃、今の地にうつる、駒込願行寺は馬場中通り左り角にあり、天和後今の地に移る、其外せんかう寺、本正寺、清水寺、しゆけん寺、地藏院、淨安寺、延壽院、唯念寺あり、何れも天和の頃町屋となる。○武江年表云、承應二年刊行の江戸圖に、誓願寺今小柳町の所なり、淺草御門内馬喰町の邊に雲光院、彌勒寺、唯念寺、ゑんわうゐん、聖徳寺、淨安寺、せんとくじ、願敬寺、日蓮寺、知足院在り。○甲子夜話云、昔より武藏國へ天子の來り給ふ事は無きことなるに、承應三年九月、[illegible]の時、花町兵部卿宮下向ありて、雲光院を旅館とせしこと、當日記に見ゆ、此雲光院は阿茶の局建立なれば、當時とぞ[illegible]なることにて有けん、今は深川靈巖寺の隣に移されたり、兵部卿宮は後水尾帝の皇子にて、後光明帝御早世により、兵部卿宮御踐祚あり、後西院と申奉りし也、さあれば武州へ天子來り給ふも、同じ事なりと云こし。

武江年表云、寛永五年、齋藤徳元、江戸へ下り、馬喰町二丁目に居す、關東下向の記あり、其時の句に「むさし野の雪ころばしか富士の雪」凡江戸にて句集を版に行ふ事、この人に始れり。○[illegible]ぶりに、は[illegible]ろのまゝと題して云ふ「大君は神にしませば、水鳥のすだくみぬまを都となしつ」とはあがりたる世にふりたりけん、げに野中ふるみち改まりて、今ぞ都と備はれる中に、

(鞍掛橋)

鞍掛(クラカケ)の橋の左右は、なべて人宿す家たちつゞきて、いと〱賑しき所になむ、このあたり昔は海に續ける入江の沼なりとか、今はさる面影だに殘らず、橋より北ざまを博勞(バクロ)の町とよべり、そのかみふりたる寺並びありて、さびしき草の原にして、橋の南は六本木とて、中つ世のうまやぢとぞ、今はこてまの三のまちとぞいふなる、元祿のころほひまでは、人宿す家ども、此三の町にわづか十ばかり有しを、同六年といふるに、信濃國なる善光寺の御佛をもてきたり奉りて、本所なる回向院にておがませしに、世の中ゆすりて、これに詣づる人、多くつどひきて、こゝやどりにもあまりつゝ、夜も大路に臥明かしける、この頃よりかゝるなりはひするもの、やゝ數まさりて、遂にばくろの町いわたりまで、住みわたることとはなりぬ、今の人これをはたごやとよぶ、そもはたごとはまぐさ入るゝかたみ、あるは旅ゆく人の持てる器なとの名なりけるを、いかなる故ありてか、今は呼びつけたるにかし

(矢野藏)

横山町(ヨコヤマ)　是は馬喰町の南に並行し、西は本町、大傳馬町一街路を承け、東は兩國廣小路に至る。北條役帳に「一五貫二百文、江戸横山分」を石井某の知行せる由見ゆれば、一小村名なりしと想はる。盖芝崎村の東、下平川の北なる耕地にして、其横山分とある想へば、何か横山某の所有にて、謂ゆる名田一箇の地なり

横山町の南方には、往時幕府の穀倉ありて、矢野藏(ヤノクラ)といへり、元祿の頃とかや、其藏を他に移せられ、其跡地[illegible]するに、米澤(ヨネザハ)と云ふ名を以てせり、即ち米澤町の内なり、[illegible]續鹿子云、元祿年中、矢の御藏と、此邊に[illegible]、後[illegible]、其跡今は米[illegible]、[illegible]矢野と云し所也と、夫ゆゑ矢の御倉とせし成べし。○按に、矢野御藏、元祿圖以上に皆見ゆれど、寛永圖には、横山町の東南は皆寺家にて、此地に至る　されば明暦火後に轉遷したるなり、而も寛永圖に「神田やのくら」と標するは、今の東神田なる元岩井町の邊にあたる、されば矢野とは東神田お玉が池の舊地名にやありけむ、其地名の此へも移れる也。○府内備考云、藥研堀は兩國橋の南、元矢野倉の入堀なり、昔は横山町邊まで入て、幅も殊に廣く、御米藏の船入川も此堀に續きしと、今の如く狹められしは、御藏を築地へ移されし後なるべし、又「藥研堀といへるは、米澤町の地先に在る入堀なりしが、今年六月より十一月迄に埋立、其跡町家となる」と、武江年表、明和八年の條に云へり。

兩國橋(リヤウゴクノ)　馬喰町、横山町の末、柳原堤の東端を兩國廣小路と呼び、兩國橋の西タモトとす。此廣小路より北に通ずるを淺草橋と云ひ、(寛永圖に見ゆ)舊見附の升形を備へ、關門を建てたりき。兩國橋は隅田川の末流に架し、(今年改造)本所區へ通す、二州(ニシウ)橋とも稱す。廣小路(ヒロコウヂ)は元火除のために設けられたる空地にして、常時には公園の狀ありしが、近年形態一變す。

兩國橋邊動羅衣、江風涼月水微波、怪來岸上人聲少、恰是彩舟宮女過、　徂徠

菊滿叢霞宿雁驚、寒雲破處月微明、依稀猶認去舟影、唯有金波入櫓聲、　旭莊

江戸砂子云、兩國橋は淺草川に架す、長凡九十六間、萬治三年始てかかる、大橋とも云し故、次の橋を新大橋と云へり、後に兩國橋と改む、此川は元武藏下總の堺といふに因りて號く。○江戸名所圖會云、萬治二年、官府命じて兩國橋を造りたまへり、此地の納涼は、五月二十八日に始り、八月二十八日に終る、常に賑はしと雖、就中夏月の間は尤も盛なり、見世物せまき斗にして、其招牌の幟は風に飜りと翻ひ、兩岸[illegible]高閣は大江に臨み、

茶亭の東几は水邊にたて並ね、□□は賑々として水に映す、遊船扁舟もやひつれ、一時に水面を覆ひかくして、恰も陸地に異ならず、絃歌鼓吹は耳をかしましく、是こそ江戸の盛事なり、橋上川開と云ふは即是なり

此人数船なればこそ涼みかな、　其角

千人が手を欄干やはしすゞみ、

紫一本云、此橋は丁酉の年、江戸大火事の時、下町のものども、風下をのがれんと、淺草の見附へと、車長持總じて諸道具を引いきたるゆゑ、道つかへて數多の人の焼死にたるを、不便と思召し、若重ねて大火事ありとも、人の損せざるやうとて、下總國本所へ、江戸淺草より百餘間の橋をかけしめらる。總鹿子云、天和の末にや、故ありて兩國橋をひかれ、本所も町地と成しに、幾程なく御悲の御ことありて、再び掛るべきに極り、まづ假橋をかけさせられ、今の矢之倉の板倉侯御屋敷の所より、本所は尾上町の南の末、一の橋の川口の所に掛りし、今其所を元兩國と云ふ人あるは是也、今の橋の所、萬治年中最初の地なり。○東都歳事記云、兩國橋畔の大路には、假屋を構へ、綱戯、搖戯、傀儡、獼猴、扮戯、其餘山野の珍禽、異邦の奇獸に至る迄、種々の觀物、招牌をかゝげ、嘖唽の聲かまびすしく、演史、十寸、影戯、笑話、篭頭舖、楊弓、猾宍の店、生果、石花菜など、物として有らずといふことなく、橋上の往來は、肩摩踵隨、轟々然として雷の如し。○江戸繁昌記云、烟火、例以五月二十八夜、爲始放之期、至七月下旬而止焉、際晩烟火船撑出、前距兩國橋者、可數百歩、而橋中流、天將黑矣、霹靂米響、電光響空、一鵰火丸、碎爲萬星、銀龍影散河、金烏翼已翻、土魚入舟、火鼠走波、或棚上、漸々燒出紫藤花、或架頭一直燃上紅毬子、寶塔綺欄、千化萬現、眞天下奇觀也、兩岸茶棚、紅燈萬點、欄內觀者、累膝疊肩、橋上一道、人群混殺、梁柱搖動、呑將傾陷、前轟後轟、躁々相鬪、甚筋塡窒、用肩遞承、夜將深矣、則火船輪檣、人始知事畢、時水風酒熟爽涼洗骨、於是乎百千燭火觀船、魚貫而納涼船、競奏絃歌、四絃于蟋蟀聲中、嘻唏達曉而散、

關東霸氣蕭然終、唯有絃歌存古風、回首二州橋南岸、人在青樓春色中、　攝州

總鹿子云、淺草橋馬喰町四丁目より、淺草かや町へ渡る、此所の御門、御外郭第一の大なる御門なり、是より北へ淺草千住への通りなり、御門の東河はた柳橋迄、舟宿多し。武江年表云、寛永十三年丙子、大城御外郭、惣堀、見附、桝形等御普請あり。東京名所圖會云、寛永圖、あさくさばしと載せたれど、桝形は見えず、正保の圖には、淺草口とありて、見附の橋なり、武藏鐙に、淺草門と共に此の橋を書き、火事に狼狽する數萬の群集、外郭を乘越えて、淺草の方へ逃れむとする形也、明治六年、淺草見附は毀撤せられ、其の石材を用ゐて橋を架す、構造危險の虞ありしを以て、後之を改築す　一書云、柳橋は昔時小門に待つの地にあらず、往時六七十年前、岡場所(當時、深川、音羽等の遊廓を呼んで、岡場所といふ、岡は外なり)許されし頃、深川は都門第一の烟花なりしが、越前守水野氏が閣老たるの日、其淫蕩の風、自然と市井に移らむことを歎き、之を廢したるに、妓輩は俄に衣食の術を失ひ、柳橋は曾て深川通ひの舟舫の發する所なれば、游客自然と集ふならんとの暗算を起し、一人移り二人來りて技を賣りしに、果して昔くこの目的に投じ、隨て酒樓茶肆、燈灯を張り門帛を翻へし、一場の熱地に變じ、歳月の久しき、終に綺羅淵叢とはなれりと云々。

濱町川(ハマチヤウ)

龍閑川と相交叉して、西北より東南へ走せ、神田川、日本橋川の末と龍閑川、及び箱崎川を連絡す。江渠は寛永圖に載せ南岸には今日と同く川口橋の橋を畫かき、北の堀留は今の千鳥橋の邊に在り、されば本町石町の南大路を横貫するに及ばず、馬喰町の北まで導たれしは、蓋元禄四年、龍閑川の成れる時歟。明治四年に至り、漸其北に導き、神田堤に神田橋を架し、神田川に通す

濱町(ハマチヤウ)

横山町の南にして、濱町川の東方は大川の濱なれば、其名おのづから出てしならん。寛永圖には町名なし、たゞ幕府并びに諸侯の倉庫を畫がき、今の村松町、橘町の邊より米澤町のあたり、寺院及び士邸散在し、其中に大きく本ぐわん寺御堂、と標せるを見る、後の藥研堀の西にあたり、今の橘町、村松町など、此寺内を開きたる者とす。萬治元年西本願寺は築地濱へ移轉、而も萬治武鑑に「西門跡屋敷、松平越前守」とあれば、交代を知るべし）明治の初年まで、其以南は全く武家邸のみにて、商工の宅はなかりき（橘町(タチバナ)は貞享圖以上に見ゆ、濱町に於て最古き巷なり）

寶暦十年の秋、濱町と云ふ所へ家うつして、庭を野邊、又は畑につくりて、所もいささかかたへなれば、名を縣居(アガタヰ)といひて、住み初めける、九月十三夜に、月めでんとて、したしき人々集ひて、歌よみけるついでによめる、

こほろぎの鳴くやあがたの我宿に月かげ清しとふ人もがな、

縣居のちふの露はらかきわけて月見に來つる都人かな、　眞淵

今の久松町の邊を、昔は山伏井戸(ヤマブシヰド)と呼び、清泉の在りしを、濱町の奇事なりと云ひはやせり。幕府の末季にあたり、山伏井より矢野倉へかけ、多く醫師の賜邸ありければ、俗に醫者町と呼びたり、實は醫師のみにあらず、學者書畫、種々の方技に、仕進せる、制外者の此に集まりしは一異象なりきと云ふ。○新大橋は濱町の東南端にあたり、大川に架す、兩國橋の下、永代橋の上にて、深川六間堀へ通す。江戸名所圖會云、新大橋は濱町より深川六間

堀町へ架す、長凡百八間あり、元祿六年癸酉始て之を架す、當時芭蕉翁の句に「初雪やかけかゝりたる橋の上」「ありがたやいただいて踏む橋の霜」といへり。

中洲（ナカス） 濱町の南なる一洲にして、明治二十一年之を開き、街巷を置く、新大橋と川口橋（濱町川の末）の間にあたる。此洲は初め明和八年修造して、家宅を置かれ、當時三股富永町と稱して、酒亭茶店多く、頗繁華を極めしが、寛政中治水に害ありと爲し、人家を撤し島を毀さる、而も水勢之に就かず、近年又邸宅の地となりぬ。此邊を三叉（ミツマタ）とも稱するは、水派にあたれば也、砂子に、三叉は汐と水との別れの淵なりと注す。

按するに、今の箱崎川は靈岸島川と相首尾し、本末大川の一派にして、其西腹に日本橋川を容れたるを以て、靈岸橋の邊に於て、水流三に分れ、卽三叉川の名あり、寛永圖參すべし。然るに靈岸島中洲として、古堀を塞ぎしより、四叉川となり、地形水勢一變す、此三叉、大地標高、約二米突。

江戸名所圖會云、三派とは今新大橋の下、淺草川（大川）と箱崎の間の流（箱崎川）との分れながるゝ所なればなり、明和八年辛卯、中流を埋築して人居とし、中洲と稱せり、されど洪水の時便あしとて、寛政元酉年に至り、復元の如く川に堀立てらる、昔は多く遊女歌舞伎の類、此に船をうかべて宴を催し、殊更月の夕は、清光の隈なきを翫び、酒に對して歌謳ひなんど、世賑はしかりしと、なり、江戸雀に「諸國の大船、殊に官船此川にて、隈なき納涼の地なれば、船遊びの船に、笛、鼓、琴のさら、蘆葉の笛吹鳴らし」云々。

(三叉)

三叉江泛舟　　春臺

風靜叉江不起波、輕舟泛々醉中過、天遊只在人間外、長嘯高吟雜棹歌、

三叉中斷大江秋、明月新懸万里流、欲向碧天吹玉笛、浮雲一片落誰舟、　　南亭

三叉行　　□堂

贈佳人、佳人贈我手牢眠、妾身任君殺、妾身任君活、妾身已有啣郞在、妾心不可奪、鬢髮在手亂如絲、木蘭舟中宵蛾眉、遺恨不盡溪水尺、至今之水終古碧。

三叉江　　雲如

小艇君今在那邊、杜宇驅津欲曉天、不思富人思貧士、悤々肯擲黃金錢、瓊肌孰與黃金重、日甞賣買在花市、蘭被曾約意中人、綉被何求天上夢、枝春彩鶯三叉月、一枝艶不容折、酒翻倒起風波、皆見剪頭濺鮮血。日落江天閑暑收、趁涼直向中洲、一閒夾岸花相映、帶東風吹揺欲濟、氣音數聲風謝々、早可一片水浩々、銀口圖繞疑窮醉、自結携隣滿夜代、　　六如

箱崎（ハコザキ） 中洲の南西なる一洲にして、三角形を成し、東北は大川、西南は、日本橋川、（新堀と云ふ）西北邊は箱崎川（三叉川とも云ひ、日本橋川と交叉し、末には靈岸島川と云ふ、大川に注ぐ）に臨む、其上の町々は永代町、北新堀、箱崎町一二丁目に分る、其西端より小網町、蠣殼町に至る架橋をも箱崎と名づく、俗稱クヅレ橋。寛永圖に箱崎の名なしと雖、この洲を畫かき、小網島との間に一橋を架し、海賊船の支配頭向井將監の別邸、并びに駿河大納言公の藏所を置かれしことを標す。又其南なる靈岸島との間を新堀（シンボリ）と明記したれば、元に靈岸島と接續せるものが、元和の末の北に截斷せられしなり、卽三叉川は其時に四叉川に變せられしを知る。武江圖說に、箱崎を寛永以後に成ると云ふは誤れり、又昔は靈岸島箱崎は、牛島新田深川村の管内なりけるにや、今に富岡八幡宮を氏神とす、是は大川が三俣を流れし昔に、牛島の方へ附きて成れる寄洲なればならん。

(新堀)

永代橋は明治二十年まで箱崎北新堀町にありしが、同年靈岸島に更造して、舊橋を撤去せらる。江戸名所圖會云、永代橋は箱崎より深川佐賀町に掛る、元祿十一年戊寅、始て是を架せしめらる、永代島に架す故に名とす、長凡百十間餘あり、此所は諸國への廻船輻湊の要津たる故に、橋上至て高し、此橋かゝらざりし已前は、深川の大渡とて船渡しなり、東南は滄海にして、房總の翠巒はるかなり。〔昔永代橋の橋詰は日本橋川新堀の口にあたりけるを以て、幕政の時船手番所ありて、船手頭梶氏の世職たりき、新堀は又新川と呼ばる。〕江戸繁昌記云、永代橋、倚着橋欄、南望指點、大島隱約、若有若無、總山房嶺、海天一色、水路萬里、風帆吹送於遙空中、可謂壯望也、滿千石、萬斛石、其大巨艦、皆面橋向碇焉、篷檣竹林、旗幟如山、偶開聲下帶続擁迫、囂闘備呑吐、一商居船、幾部港渡、錦纜蘭風、云々

蠣殼町（カキガラチヤウ） 箱崎の北、濱町の西にして、近年まで武家屋敷たりし、天保の比より、其中心に一區の町家ありて、松島町と云ひ、其西偏なる小網町は、元より町家にて寛永圖によれば、日本橋川に倚れる一洲とす。近年に至り其内を通ぜし濠を埋めて、今は蠣殼町と接續す。又寛圖によれば、小網町の北より東へ通ずる溝をかきと標す、かきからの町名は稲荷堀の邊を本とするなり、小網町と米河岸との間を菖蒲の流と云ひ、橋梁なかりしが、今交通自由なり。

米穀取引所、今蠣殼町一丁目に在り、明治九年の創立にして、株式組織とす、初は米商會所と稱し、兜町と兩立してありしが、其の後兜町の方は、東京株式取引所と改稱し、株式の賣買を爲す所となし、米穀の取引は、一に本所に於て經紀することゝなれり、謂ゆる延米取引なり、卽ち目前正米を受授せず、其月或は翌月、或は翌々月の末に、賣者受渡しを爲す約定を以て、賣買を爲すをいふ。

(小網町)

水天宮は蠣殼町二丁目、華族有馬家の宅地内に在り、祭神は筑後久留米の本社に同し、文政元年、始て府内三田

赤羽根の有馬家邸内に迎祀せしが、明治中興の後、一時赤坂に遷し、同五年社殿を今の地に建設して遷座あり、毎月五日祭事を執行し、神符を頒與するを以て、遠近より來り賽するもの幾萬人、其の雜沓いふべからず、方今府内縁日中、其の繁盛を極るものは、當社を以て第一とす。（東京名所圖會）

堺町（芳町）

今蠣殼町の北なる芳町、元大坂町、浪花町、高砂町、新和泉町の邊を總稱して芳町とも云ひ、其間に堺町とて僅に數戸に係りて名を存す。是れ元和、寛永の比に、江戸第一の遊里たりし一區にして、堺町を以て大號とせり。寛永圖によれば、西なる堀江の河岸を甚左衞門町と云ふ、今の新材木町は其の訛稱なり、堀江の橋（今の親父橋）より東に堺町（今の葺屋町の地をも籠めたり）江戸町（今の新和泉町）けいせい町（一本けんさいす、或曰伏見町、今高砂町）を挾し、其南方に蠣殼町の武家邸に至る間に、本大坂町（今の芳町をも籠めたり）京町（今住吉町）角町（今浪花町）ありて、角町とけんさきの間なる小狹斜を、すみ丁と云へり。

元和三年上下紀行云、日本橋こそゆゆしけれ、見るに心もすみ町の、刈られど名をば吉原の、町こそ猶もさかえけれ、神田の宮に參りつゝ、云々。○江戸古跡子云、杉の森明神、今堺町裏にあり、昔は少の森なりしに、度々の火難に逢て、今は跡もなし、いなりの宮のみ殘れり。○江戸記聞云、今の和泉町は、寛永江戸圖をみるに、江戸町といひし所なり、近き頃、寛政五丑年、この邊に豆腐をあきなふ久兵衞といへるもの、穴藏をほりしに、古碑一つを堀出せり、その碑に「祐清尼、天文廿二年、七月十九日」としるせり、されはこの所には古くは寺などありしにや、おもふに御入國より前のことにて、實に寺ありしならんにも、天正のころはや廢せしとみえたり、江戸古圖をみるに、いにしへこの邊は皆下平川のうちなりしと見ゆ。○落穗集追加云、東の方ほど地形も低く、御城内へも隔り候を以て、繁昌いたし候と、御上へも相達し、遊女町を被遊御免、葭原の場所を拜領被仰付候故、四方に堀々て地形を築立、家作を調へ、女歌舞伎踊芝居を始め候付、其後京大阪にも無之見物事と申て、貴賤共に入込、殊の外繁昌致し、茶屋なども多く建双び候以後、葭原町より願上候は、今程は泊り人なども多く有之、渡世も仕安く成候間、女歌舞伎を相止候に、芝居跡も町家に仕度と申に付、願之通被仰付候と也、そののち猿若彦作と申狂言師、若衆歌舞妓を始め申度との儀に付、是又願之通被仰付、只今堺町を取立、云々。

葭原

和泉町、高砂町、住吉町、浪花町、方二町の間、昔吉原花街の舊地なり、今も大門通りと稱する古名あるに徵しても知らるべき也。寛永圖を見るに、江戸町、京町、等遊廓の地を明記せり、承應の圖には吉原とありて、洞房語園に元吉原の圖あり、大門外に富澤町など記す、慶長十七年、庄司甚右衞門官府に訴願し、初めて此地を賜はり、花街元和二年に至り成る、以て明曆三年に至る、古書に往々葭字を茨字に誤るものあり。○寛永十八年印本、昔々路物語云、見しは今、江戸繁昌ゆゑ、日本國の人あつまり、家づくりなすによつて、三里四方は野も山も寸土のあきもなし、然るに東南の汀ぎはによし原あり、色ごのみする京田舍の者とも、此よし原を見立、爰やかしこに家作りたりしは、たゞ蟹の身の、それほどに穴をほり住居たるがごとしとわらひしが、日を追ひ月をかさぬるに隨て、此町繁昌する故、京町、江戸町、ふしみ町、堺町、大阪町、墨町、新町など名付け、屋居美々敷軒をならべ、板ふきに作り、能歌舞伎の舞臺を立置、毎日ふがくをなして見をみせける、此外勸請舞、獅子舞、相撲、淨瑠理、色々さま〳〵のあそびしてぞ興じける。（昔々呂物語は淨心見聞集の抄本なり）○寛天見聞記云、芳町にかげまやとて、男色を賣る野郎屋あり、役者の弟子を奉公人請状にて抱へるよし、子供屋多く育て、揚屋は料理屋にて別宅なり、價一と切百疋、晝三分、夜二分也、野郎十八九より藝者にすといふ、又芝居にて女形多く入用なる時、此野郎を雇ひ女形に遣ふなり、其時野郎振袖を着し、編笠をかぶり樂屋入する、天明の始まで有しと。○嬉遊笑覽云、江戸のカゲマはよし町を初めとして、七ケ所、天明の末まで有けり、三四十年以前は、芳町に百人餘りも有けるよし。

江戸名所圖會云、歌舞伎芝居は堺町、葺屋町に在り、寛永元年甲子の春、中村勘三郎官府の免許を蒙り、江戸中橋に於て始て太鼓櫓揚、猿若狂言盡の芝居を興行す、是大江戸常芝居の始元なり、九年中橋より禰宜町へ引、遂に慶安四年今の地に移る、禰宜町と云ふは、今の長谷川町の事なり、今俗に此所を人形町と字するは、人形屋多く住む故にしか唱へたり、寛永二十年印本、吾嬬めぐりといへるものに「禰宜町に歌舞伎芝居、又角力、其外薩蟬太夫、虎屋が操り、土佐が能などありける」由にて、賑しき趣を擧げたり、又寛永十一年、村山又三郎泉州堺より下り、常芝居を興行す、市村羽左衞門座是なり、今に至るも芝居數坪ありて、四時賑ふ。○武江年表云、天保十三年壬寅、去年十月、堺町葺屋町の芝居燒失後、兩座並操人形等、淺草山の宿、小出侯御下屋敷の地へ、移るべき旨の公命ありしが、同所にて替地を下し給はる（當時水野越前守閣老たりしなり）

人形町通

小傳馬町より横に、箱崎町及び中洲に至るの街路にして、北は龍閑川に起り、南は蠣殼町三俣川の岸までの間を稱す。寛天見聞記「人形町は長谷川町の横通りをいふ、家毎に人形細工人ありしが、追々に減じて今は一二軒となりぬ」云々、されば長谷川町の邊を本とし

て、横通の路名となれるなり。

富澤町（トミザハチヤウ）　芳町の北、本町、傳馬町の通に至る間に、富澤町、長谷川町、堀留町等あり。其富澤町は往時古着舗を以て其名を知られ、久く諸國に喧傳して、古着舗の大市場たりしが、近年其市を東神田へ轉す。

寛永圖に據れば、該町の北隣なるのりもの丁とす、即新乗物町にあたり、さき丁は今の長谷川町に、なはり丁は即富澤町とす、なはり丁の北には新大坂町あれど、今の田所町の名を見ず。今富澤町、長谷川町の間なる横通りを、大門（オホモンヂ）口と唱へ、總鹿子云、元吉原大門口通りなりしとて、今通油町と傳馬町三丁目の間の通り、東へ一筋の通りを、大門通りといふ。江戸名所圖會云、大門通り、今は銅物屋多し、其角が「鐘ひとつうれぬ日もなし江戸の春」と云へる句、想ふべし。○富澤町は古着市を以て其の名風に聞えたり、明治十四年、神田岩本町に市場を開くに及びて、彼地に轉じたるが、其以前には魚市の日本橋、菜市の多町と竝び稱せられて、富澤町の古市と呼び、二百數十年間、古着市場の所在地たりしなり、又曰落穗集後編に「御入國の砌、關東に名を得たる盜賊の大將、鳶澤と申者を捕取、一命をば御助けなされ候間、其方働を以他邦の盜賊共の、御當地へ入込不申樣に可仕旨、被申渡候得ば、鳶澤承り、私儀も古着買の元役に被仰付度と申に付、願の通被仰付、遊所町の近所に於て、一丁四方の屋敷を拜領に被下、それを町割して鳶澤町と名付、町家に取立、手下の者共をも、古着買に仕立、方々へ出し、盜人共へ申付、吟味致させ候付、右程盜賊共も相鎭り候、云々。東京名所圖會云、略記云、古來市中の地圖を見るに、今富澤町といふ處は鳶澤町とあり、この鳶澤町、今は長谷川町と唱ふ、されば落穗集の說を取るべし。

堀江（ホリエ）　又堀留江、又伊勢町堀と曰ふ、市内の二條ありて、今は日本橋川の一支とす、北に派り入ること四五町許、

（伊勢町）

傳馬町の南裏に至る。此二江の間なる二條の街を、堀江町、小舟町といふ。寛永圖にほりえ町あん□かしと標し、此河岸は後小舟町と改めしなり。又堀江の北端にあたり、六十間河岸と號し、西堀に屈折して本町四丁目、三丁目の南裏へ通じたり、此屈折は明治　年埋填せらる、伊勢（イセ）町、瀬戸（セト）物町へ編入せらる。

慶長見聞集云、見しは今、江戸舟町に□ありとて、當年傳馬町の人と、小あみ町の人、ふく汁食ひて死にたり。又云、伊勢町の傍に住侍る、三浦淨心、又云、瀬戸物町に、野地豐前と云ふ人あり、又云、昔の橋の名も、一つ橋、丸木橋、竹橋、中橋、堀江橋、昔是名所にて、歌によみたり、此橋の名、今江戸の都に出來たれば、詩人、歌人、なとが此橋に詠吟なかるべき。○落穗集追加に「江戸町屋の初まりは、築地を願ひしものも少かりしに、伊勢の國よりあまた來りて、小石川辺となく町屋多く出來て、一町のうちなかばは、伊勢屋を以て稱とせし」此にいへる小石川とは、小石川の末の築地にて、西神田にやと覺はる、されど該地に古町はなし、伊勢云々とあれば伊勢町のことにや、猶考ふべし。

室町（ムロ）　本町の南、日本橋に至る廣街を云ふ、橋爾を一丁目とし、本町十字街の方へ三丁目を數へり、寛永圖むろ町と標す。

室町の名義は、落穗集に、此邊昔は穢多村なりしと云ひ、因りて説を爲し、穢多共の土室の建連ねてありしより起りしならむとの説あり、いかゞあらむ、或は京の室町の名をうつせりと云ふ。按ふに、室とは後の土藏のことなり、塗籠とも云ふ、之を穢多室なりと云ふは信じ難し、名は住宅に取るは、人情の常なるに、世は穢多の通稱を擧げて、書に編せんや、東より移したるか、又は古着買の倉庫を建てし故に由るか。落穗集云、今日本橋（アシ）と申あたり、其頃は中に地高なる所有て、團左衞門と申穢多頭の家居有之候、大木などもあまた生茂り、一かまへの穢多村の所を、御入國以後、只今の淺草元鳥越と申邊へ引移り候。

魚河岸（ウヲガシ）　室町一丁目の東方にて、日本橋川に緣れる河岸を云ふ、堀江荒布（アラメ）橋に至るまで、朝夕魚舟簇り至り、市を立て賣買す、都下の一名物とす。

魚河岸の賣買店は、本船町（寛永圖長濱町に作る）安針（アンジン）町、長濱町、小田原町等に散在し、六百戶、每月商品冥加金、魚仲買、魚問屋と稱す。近年魚市場移轉の議決せりと云へど、いまだ果さず。○產業事蹟云、幕政の時代には、江戶市人の得魚は、鯛、鰹等の下等魚を除き、上等品は都て公儀御用と稱し、日本橋の魚市場へ運致せしめ、公儀御賄所（厨）へ納むとの故を以て、其買入價額を專にす、其取締甚も嚴にして、漁夫は壹尾の魚たりとも、魚市場の外他に直賣することを得ず、若し賣者あれば、隱賣或は盜賣と名づけ、官より嚴刑に處すべき命令あるを以て、悉く之を日本橋河岸に送る、故に漁場を納屋と稱す、官制所の設なり、明治維新以來、舊習を破り、專横の弊やゝ減す。又云、魚河岸の魚、其公儀納魚は其費用を償ふに足らざるも、御冥加と稱し、別に殘餘の魚を市に賣り利得を謀れり、其日錢（即手數料）は販賣高の五分、或は一割の定めなりし、凡佃島漁民を除くの外、近國各地の漁獲は、肥料に供するもの、外は、悉く江戶に送らしむ、又漁場には二名乃至三四名づゝ、五十集（イサバ）と云ふ商人あり、監視して必魚を江戶に輸送す、然るに中比より看場の御附漁と云ふ事始れり、其起源は延寶二年、相州三浦郡八箇村、並に武州久良岐郡本牧外四箇村漁民の發起にて、當時日本橋組漁師問屋に對し訴訟し、日本橋にて賣買する判場より、一割を引下げ販賣すべき旨を以て官許を得たり、其所は江戶本材木町に定め、十三箇村の魚類に限りて販賣す、之を新肴場となす、他の

漁村人民も漸次に同意を表し、願濟の上、新肴場に返るべき約束を結びたる者十八箇村に至り、合計三十一箇村を新場浦と云ひ、御附浦とも唱へたり。

鎌倉を生きて出でけむ初がつを　芭蕉

鰹をかふる網のさげきや薫る風、　其角

(安針町)

武江年表云、明人安針(鐵炮の上手也)江戸日本橋安針町を給はり、又相州三浦逸見村を領す、其妻妙滿尼、慶長十一年七月終、逸見村淨土寺に墳墓あり、安針が忌日は墓碑にも識してなし。○慶長五年(西暦一千六百年)和蘭人ヤンヨーステン、英蘭人ウヰリヤムアダムス江戸に至る、アダムス寄寓久く返らず、江戸町年寄馬込氏の女を娶る、三浦按針是也、武江年表に其妻慶長十一年死とあるは、寛永の誤なりとぞ。

古圖を按するに、魚河岸本船町は昔は大船町と稱し、一丁目二丁目とありしが、今は一町となれり、河岸地もと船具麻綱を商ふ店舗多くありしといふ、是れ町名の基く所なるか。東京名所圖會、大船町、小船町は對名にて、元は八代洲に舟町の名ありしこと、別項に論する如くなれば、代地町たること必せり。

日本銀行(ニホン)

室町三丁目の西、本兩替町(ホンリヤウガヘ)に在り、即本町一丁目に接し、常盤橋の東面とす。幕政の時、金座後藤氏の邸地にして、昔も今も、國家財務の事に係る邸庫の此に置かるゝは、奇緣とやいはん。日本銀行は明治二十三年十月起工、五歲餘の日月を經て成れり、本館別館の二棟に分れ、本館は地上に三層地下に一層を成し、約一千二百坪。全建築は花崗石を以て之を造る、(主に備中國北木島の石材を採用す)木鐵煉瓦の諸材を并せ取り、專堅固を力めたりと雖、亦自莊嚴雄大の觀を呈す、別館は本館の北に在り、外に屬舍若干あり。○我日本銀行は、歐米各國の中央金庫を折衷したる建築なれ共、其地中室は重に米國の大藏省金庫を模型とし、地上は白耳義の中央金庫に則るところ多く、又全體の建築は、地震に逢ひて害を受けざるに注意したれば、此點に就ては、以太利の建築に依傚したるものあり、一切の費用を計算する時は、實に總建坪一坪平均六百圓以上に當り、就中本館は八百圓以上九百圓近くにして、總費用は大凡百二十萬に上る、大體の構造は耐震建築にして、其基礎は地面を下ること二十尺に於て、大盤石を根底とし、此上へ大玉砂利を厚さ二尺程入れて平均し、其上を又厚さ八尺五寸のコンクリートにて、一枚地形と爲したるものなれば地中に杭を打ちしところは、西北隅僅少に過ぎず、又四周の屋壁は、外部を切石にて疊み內部を煉瓦にて積み上げ、地下の根底より上に進むに從ひ漸次厚さを減じ、地下室の厚きところは其壁九尺、薄き所にても四尺を下らざれど、三階の上層は其厚さ二尺五寸に減少す、又地下室の廊下には鐵軌を敷き、左右中央に大金庫を置きて、其周圍にも廊下を取り、錬鐵製の扉を施し、尙周圍には空堀を穿ち、一朝不時の場合には、鐵管にて水を迸出せしめて、地下室の金庫をば總て水底に沈沒せしむるの用意あり、又地上より地下に下る口は甚狹少なるが故、常に暗黑にして、且空氣の流通も甚惡しく、人をして不快の感を起さしむるを以て、電氣燈を晝夜となく點じ、且空氣を流通せしむる爲め、扇風器を動かし、夏の間は暖房器にて室內を乾燥せしむといへり。(東京名所圖會)○慶長見聞集云、昔江戸町にて金に判する人、四條、佐野、松田とて是等三人也、砂金を吹まろめ、一兩、一分、一朱、朱中などと、目をも判をも紙に書付、取渡する事、天正十八寅の年より、未迄六年用ひ來る、此判自由にあらずとて、後藤庄三郎京よりくだり、金のくらゐをさだめ、一兩判を作り出し、金の上に打判有て是を用ゐる。○貨幣秘錄云、古へ大判小判等の製造あらざりし以前は、板金、或砂金にて、各其代物に換へて通用せしかば、自ら品位輕重の違亂ありて、不辨なる事共なりき、文祿四年乙未に至りて、神祖金銀は御政務第一の重事たるを思召よらせ、後藤庄三郎光次に金銀改役を命ぜらる、是に初て小判を製造して奉る、世に云ふ文祿小判是なり、即金座の起立なり、安齋隨筆に「文祿二巳年、初而金銀之改め被仰付、同四年、江戸、駿河兩所にて、小判拵立、墨にて光次判と書記申候、是を武藏判と名付候、慶長五子年、右墨判を極印に直し、壹分判拵て仕立候、此節金座之者共、分一金之事奉伺相極り候、右之格を以、分一金を被下置候」とあり、十一代庄三郎の時に至りて、文化七年御咎を蒙りて家斷絕せり、是によりて庄三郎が同家、銀座年寄役後藤三右衞門をして、御金改役に命ぜられ、其子三右衞門に至りて、天保十三年、年來の功勞を賞せられ、さきの二十人扶持を併せて、二百俵の世祿に加增し給ふ、云々。(金座の邊を、近世は金吹町といへり、金吹屋のいひならん)

駿河町(スルガチヤウ)

寛永圖、もゝ兩かへ丁に連なり、するか丁あり、即室町の西に接す。豪商三井氏の店舗あり、其吳服店を越後屋とも云へり。近年其本店を改築し、樓閣巍然、日本銀行と相對して盛觀を呈す。

寶貨舍考云、嚴有公の御代の初め承應の頃までも、金銀兩替といふことは、駿河町、兩替町の外には、其筋の商人一軒もなく、金子一分二分つゝ或は少々の銀子にて、錢に替たき時は、本郷、四谷、芝、淺草の果よりも、日本橋南北の町へ來りて、とゝのへたることなり、是は室町并に通り町、南北四町が間に、錢賣りとて數百人、各三四貫文つゝ肩にかけ居て、少しの錢兩替を、數十年が間いたしたることなり。

三井營業店は、明治三十四年に成功す、建坪七百七十餘歩、本館は地下室と四階、計五層を爲し、中に銀行、物產、鑛山、會同等の四局を置き、附屬舍若干あり、本館

の建築は、耐震耐火を目的として設計したる、最新式に依る鑄鐵骨構造の、事務所用造營にして、其地盤は地下二十三四尺迄掘鑿して得たる、硬盤上より築造し、米國カーネギー製鐵所の鑄鐵二十餘噸を使用して其骨とし、二筑波及び備中花崗石と、煉瓦とを累積して其肉とし、二階以上は之を覆ふに、石に帶黃茶褐色の釉藥を施し燒製したる、一種の新材を以てし、軒蛇腹の部分は、特に備前伊部の陶器に於て創成したる、擬花崗石なりとぞ。

○日本永代藏云、(貞享五年板)三井九郎兵衞といふ男、手金の光、むかし小判の駿河町と云ふ所に、面九間に四十間に、棟高く長屋作りして、新棚を出し、萬現銀賣にかけねなしと相定め、四十餘人の利發の手代を追廻し、一人一色の役目、たとへば金襴類一人、日野郡內絹類一人、羽二重一人、紗綾類一人、紅類一人、麻袴類一人、毛織類一人、此ごとく手わけをし、天鵞絨一寸四方、緞子毛貫袋になる程、緋繻子鑓印長、龍門の袖覆輪片々にても、物の自由に賣渡しぬ、殊更、俄目見の熨斗目、いそぎの羽織などは、其使をまたせ、數十人の手前細工人立ならびて、即座に仕立これを渡しぬ、さによつて家榮え、毎日金子百五十兩づゝならしに、商賣しけるとなり。(嬉遊笑覽云、貞享四年江戸鹿子に、諸商人を記せる中に、別にやすう賣小間物、駿河町越後屋、本町富山屋、同町伊豆藏か、同町いせき」と有り、他の呉服屋も現金安賣を越後屋に習ひたるなり、其頃に越後屋現金かけ直なしとて、宇當拆がうたひて三絃を彈たりと、古老の話あり、延寶中のことなるべし)

○三井八郎右衞門高利は、伊勢國松坂より出て、寛文中京都及び江戸に絹綿布の店舗を開き、更に貞享四年以後、幕府の爲替用達たり、元祿四年には大阪にも爲替店を開きたり、明治維新の際には、三井組と稱へて、政府の金錢出納の事務を掌り、引續き御用爲替方を命せらる、明治九年に至り、銀行を設立して營業を永續き、其他の外書に諸種の商工業に向ひて、事業を始めたり、伊勢國松坂を參考すべし

明月や富士見ゆるかも駿河町　　失　名

一 日本橋川(にほんばしがは)

日本橋之に架し、西に舊城の外濠を承け、東は稍南に屈折して、箱崎島と靈岸島の間に至り大川に通す。昔大川の一派、靈岸島の西傍を流れ、日本橋川之に落合ひ、其交會の邊を三叉と呼び、寛永圖に至り、三叉の東に今の如く有溝を通し新堀と稱す。此川は本來舊海の一支江にして、太田氏江戸城の昔にも、外堀(今川)內堀の剩水は此に落來りて放出す。慶長三年圖には、此水脈の邊破損して、分明に推論し難し。寛永圖、二橋を架し、其西なるは即一石橋とす、二橋の間、北岸を北かしと稱し、南岸を西かし、東かしと稱す。

文明八年、江戸城靜勝軒詩序の中に「城之東畔有河、其流曲折而南入海、商旅大小之風帆、漁獵來去之夜篝、隱見出沒於竹樹煙雲之際、到高橋下、繫纜閣檣、鱗集致合、日々成市云々」とあるは、正しく此河流にして、其高橋とは今の江戸橋ならん。されば文明の往昔には、城下の海陸の貨物、此入江の南岸を市場とし、今の四日市、萬町、青物町等の名も、併し太田氏の時の遺稱たるを見るべし。

一書云、日本橋川は慶長六七年の頃に開設したるものにて、江戸の町割を爲せし最初に着手したることゝ知られたり、白石紳書に「京橋より本町すぢまでの町、いできしに續て、川筋を堀ひらきて、日本橋、江戸橋など云も出來しなるべし」、これらは慶長年間か寛の事終りし後のことなるべし。落穗集に「町かた普請の儀は、只今の日本橋筋より、道三河岸通り、堅堀をほられ候が始りにて、夫より段々堅堀、横堀ともに出來て、其揚土をほり端に、山の如く積上け有之候を、諸國より集り來り候町人共、願出候得ば、町屋を割下され候に付、勝手次第に、右の揚土を引取り、地形を築き云々、以て證すべし、

(江戸河口)

日本橋川を、慶長に至り初めて通せる者とするは信すべからず、これは落穗集、紳書などに見ゆる説なれど、淨心見聞集の趣を推考するに、橋梁こそ新に架設せられたれ、其水流をも新川とは云はず、舊流を改修せられしにすぎず。又此川を舟口とも、江戸河口(エドカハグチ)と稱したり。(舟口は四日市の條に見ゆ)

慶長見聞集云、見しは今、江戸河口に湖崎有て、鹽みちぬれば、船道を見うしなひ、舟を洲へのりあげ、波風に損する也、瀨戸物町に野地豐前といふ人あり、天正十九卯の年、湖崎にみをしるしを立る、是を俗にみをつくしといふ、舟人見て悦ぶ事限なし、惣じて水の深き處をみをといふ、其しるしに立る木也、是をみをつくしと云に多くふされたり、今は早野地も死にて、木も朽て跡なし、然とも名は朽やらで殘りとゞまり、此洲を野地ほん木と名付て、出入船のたよりにおいて是を尋る、河瀨のあらんかぎり、此名立て朽べからず。

文中に見ゆる野地ほんきの名は、後世に傳へねど、瀨戸物町の人の、澪標建てしと云ふにて、其町に近接する日本橋川、三俣川なること疑なし、湖崎とは即靈岸島の堆積のみ。又北條五代記には、江戸川と明記して、兵船繋くとあるは、寛永圖に見ゆる三俣(箱崎)の渚際方面などの事なるべし、江戸川を以て淺草川に混ずるは、誤解のみ。

武藏名所考云、北條五代記　今は高國治り、天下四海、遠く浪の上迄も穩にして、靜なる御時なれども、兵船多く、江戸川につなぎ置給」とある、江戸川は、慶長の比、淺草川をばかくも云へるなり。

淺草川に、唐船を繋きしことは、慶長見聞集にも載すれど、(深川船戰前を參考すべし) 普通の兵船と唐船とは其物相異なり。日本橋川の便近に、兵船を繋ぎしこと、疑を容れず、其地即江戸河口にして、江戸橋の名も之に因れるのみ。(後世、靈岸島に、川口町、湊町の名起るは、亦一變遷のみ)

日本橋(ニホンバシ)　今長二十八間、北は室町、南は通町、府内南北の大路之に係る。徳川幕府の時、此橋を以て四方行程の元標と定めて、橋南の西側を御高札場と爲し、士民遠近の仰望を此に集めたり。是より、此を以て府下市街の中心と云ひ、其名殊に揚れり。

萬治二年九月五日、江戸日本町のもとにつく、二階なる所に月を見て、身延紀行　元政

日本橋邊日未秋、更無一事挂心頭、今宵新見江上月、影滿扶桑六十州、

江戸名所圖會云、日本橋は南北へ架す、長さ二十八間、南詰に高札建てらる、擬寶珠銘「萬治元年、戊戌九月造立」と鐫す、此橋を日本橋といふは、旭日東海を出るを、親しく見る故に、しか號くるといへり、事跡合考に、日本橋の架りしは慶長十七年の後歟とありて、其考を記せり、されど北條五代記、永樂錢制禁の事を記せし條下に、慶長十一年極月八日、武州江戸日本橋に高札を建つ云々とある以上は、慶長十七年以前たるを疑なし、元來此は江戸の中央にして、諸方への行程も此處より定めしむ、此所はすべて旅行の具、及び荷馬の裝束を商ふ店多し、又東河岸を船町と云ひ、魚家ありて日毎に市を立つ。○日本橋は、其初架慶長八年に在りとぞ、蓋京橋南北の新地成りて、街路を芝口より直に北へ引き、淺草口に會せしめんがために、湊江(日本橋川のこと)に此架梁を行せる也。慶長古圖には、此部分闕損に係り詳ならずと雖、御服橋ありて、四日市と江戸城の通路とせる狀明なり、彼古圖を慶長三年の比といふも其理あり。○慶長見聞集云、江戸町、東西南北に堀川ありて、橋も多し、扨又御城大手の堀の流れて落る大河一筋あり、此川町中を流れて南の海に落る、此川に日本橋只一筋かゝる、是は慶長八癸卯年、新規に出來たり、其後此橋御再興は元和四戊午年なり、敷板のうへ三十七間餘、此橋の名人間はかつて以て名付けず、天より降けん、地よりや出けむ、諸人一同に日本橋と呼ぬる事、希代の不思議と沙汰せり、然るに武州は凡日本東西の中國にあたれりと御諚有て、江城日本橋を一里塚のもとと定め、三十六丁を道一里とつもり、是より東のはて西のはて、五畿七道のこる所なく一里塚をつかせ給ふ。○江戸繁昌記云、日本橋、當江戸中央、一都太極、兩岸剖分、四方道程、由是算出、八方人戸、由是連建、六十四州、人民之聚、婦入此都、始過此橋、左顧右眄、眼目氣奪、何以眼奪、西則金城突兀、譙樓銃空、何以氣奪、東則酒庫數萬、碧瓦鱗々、白壁連接、正是萬里長城、魚船相啣、集泊橋下、筒篷鱗次、脚下又見一面劇街、橋上雜鬧、公伯長槍、來往如林、夜間出資之炎、遻然或少絶云。○往時幕府の刑法には、晒しと稱することあり、女犯せし僧侶の晒刑は、市上に拘縛して衆に示すこと三日、晒了りて其本寺に付して、寺法に行はしめたり。鋸挽は弑逆の大罪にのみ行ふ極刑にして、市中引廻しの上、二日晒しの中、鋸挽に處し、而して後磔にかくるなり。其の晒場は、日本橋南詰廣場に、小屋掛をなし、周圍に繩張し、刑人を馬より下し、穴(晒箱)に入れ首枷を掛け釘〆になし、刀を以て刑人兩肩に切疵を加へ、其血を竹鋸に塗り置く、通行希望の人あれば、勝手に挽せたる定めなりしといへり。

江戸橋(エド)　日本橋の東に並び、相去る三丁許、本船町と四日市の間とす。此橋寛永十三年圖に見えず、されども橋南の四日市、萬町の邊は、文明の昔、太田氏居城の時、已に市町なりければ、慶長開府の後にも俗間下民の唱へに、江戸の津と云へるは、専此邊なりけん。故に寛永年の架橋にあたり、其名を負はせたる歟、意味饒し。

太田南畝武江披沙云、江戸は江所の義にて、沙石集にしか書せり、其江所の木つく地は、今の江戸橋の邊ならん、鎧岸島を江戸中島と呼ふ。○僧廓然遊歴記云、江戸日本橋は海内にしらざる者なく、ましてや此橋を以て江戸首途のはじまりとし、處々馬繼の行程も定むと、實に六十餘州の繁昌を此處に集めたれば、日本橋と名付けしも理りと覺ゆ、此東にならび掛けたるを、江戸橋といへるも、古來江戸とさしていふは、此邊の事とみゆ。史料通信叢誌、

此橋創架の年代不詳、明暦大火以前已に架せられたり、彼の明暦大火の事を記せる、後見草の中に日く「いかさま先年の丸橋忠彌、由井正雪の一類殘り、大風見合、先々に火を附ると計思はれ、段々と跡より火追掛け、漸々日本橋際に着申候、江戸橋の方は、伊勢町より大川を越し、はや茸場町邊へ火先飛行き、日本橋の上に、車長持差詰り、橋の中は一足も行難く、欄干をとらへ、一足つゝ欄干外、幅二尺ほどの所を、漸くに歩み、南の橋臺に着く」云々。再考するに、寛永二十年色音論に「貴賤万民世の中を、榮花に渡る江戸橋に、立休らふか四日市、川のあなたの舟町を、始めて我はみなれ棹」とあれば、寛永の季年に創架せられたり。

江戸橋南斜接坊、繁華今日路東莊、瓜祖蘿蔔懸諸店、
猶表當年村市場、　梅　山

初堅魚飛ぶや江戸ばし日本橋、　失　名

通町(トホリチヤウ)　日本橋通町の謂にて、(寛永圖にしか記せり) 橋より南へ四丁目まで數ふ。通町の東西にも各二町つゝありて、此一地大略方形を成し、北は日本橋川、西は

外堀、東は紅葉川、南は中橋堀（此堀、正保中埋潰せられたれど、今日本橋、京橋の堺線となさる）に至る。呉服町は通一丁目、二丁目の間より西へ、大名小路へ通ずる一街にて、其郭内へ入るに呉服橋を架す。寛永圖に此橋を後藤橋と云ひ、もとごふく丁へつづく、慶長三年圖といふ者にも此橋ありて「町のもの通ひ橋」と註記したり。又見聞集に、江戸町屋敷の地價は、地割（慶長八年）の比に一兩二兩のものが、二百兩五百兩にものぼり、通町の隣家相に境論ありしことを載す

四日市（ヨッカイチ）

通一丁目の東北なる三角形の狭地なれど、日本橋江戸橋の間なる河岸を帯び、海運橋を以て、茅場町へ通ず。古來海陸百貨の輻湊する要衝にして、今も郵便電信本局、並に郵船倉庫等此に在り。蓋此四日市は太田氏築城の時、已に商賈の集まれる湊町にして、江戸市店の濫觴と爲すべし、かの文明八年の江亭記に、

商旅大小之風帆、漁獵去來之夜篷、到高橋下、繋纜閣[illegible]、鱗集蟻合、日々成市、則房之米、常之茶、信之銅、越之竹箭、相之旗旄騎卒、泉之珠犀異香、至塩魚漆枲巵茜藥餌之衆、無不彙聚區別者、云々、

とある、即四日市の事を錄せるなり。寛永圖に據れば、四日市と相接しよろつ町（今萬町）[illegible]町（今青物町）あり、其東に高橋ありて、今の海運橋に當る、高橋の支江に沿へる街を材木町とす。一書に、高橋を後の日本橋に混亂し、江亭記の謂ふ所の江戸市に、即四日市に外ならざりしを覺らざるも、猶下の說あり。曰く、

江戸橋、南の橋詰、[illegible]の角に船宿あり、江戸の内諸方への船場なり、淺海往還の船此に集ふ、故に名とす、四日市とは江戸橋、日本橋の間、南の大路也、昔は四日市場といひし村にて、古は今の繁華の如き事なければ、萬の買衘も市をなして交易せざれば[illegible]し、故に

所々に其日市を立つる區を名けて某日市と云ふ、羽州あたりには二日市と云ふより、十日市と云ふ迄區の名につき交易せり、此地も昔は毎月四の日に市を立てし所なりとぞ、故に今も其遺風ありて、草物又野菜の類、其餘乾魚などの市ありて、繁昌の地なり（江戸名所圖會）

然るに一書に、四日市、青物町、萬町は徳川公入國の初め、相州小田原城下の商人來り、故郷の町名を移したる者と述ぶ、是れ疑ふべし。抑四日市、青物町、萬町と云ふごとき町名は、市邑の成立にあたり、何地にも必ず起るべき普通の現象にして、特別に之を他邑より移すと云ふは、寧其義理なし。又慶長見聞集に、四ヶ市、萬町の名見え、四ヶ市より御[illegible]町を經て、舟町に通する堀に一橋を架し、此を舟口（フナクチ）と呼び、江戸五口の一なる由を云へるは、蓋慶長八年の町割以前の舊態なるか、其舟口と稱するは、即江戸入津の口たることを、證明するにあらずや。

明暦の大火を述べたる[illegible]の中に、四日市の一時火除地と爲れる事を載し「日本橋の南、萬町より四日市迄の町屋を取りのけ、高さ四間に、川端にそひて北をうけ、東西六町半に築きたらる、又日本橋より京橋まで八町の間に、町屋三ヶ所を取のけて、會所三十間つゝひろくなれり、是は町屋餘りにせきあひ、諸人いやがる上に入込、やゝもすれば失火を出し、人をそこなふ事の度々に及ぶゆゑ、土手を築きたらば、江戸中のもいにはいかなる事ありとも、早足たゝずきやうとの御事なりと」云々。

[illegible]に「一本四日市、此所にて市立也」と[illegible]したり、萬治中[illegible]、河岸の町家若干を、靈岸島へ移しければ、此に木字を冠せしめたるなり。○又按ふに、府内備考に、寛永寺文書なる、

建武四年、寛慶寺領、武藏國江戸郷内、前島、
永和二年、同江戸郷内、前島村、
應永二十六年、同江戸前島、森木村、

など云ふを擧げ「此前島森木（マヘシマ）の名、後世聞こえず、今姑く前島と云ふに因りて推考するに、恐くは芝浦より御城までの內なるべし」と云へるは如何、稍漠然に過ぐ。猶熟考して、

今前島と云ふに因りて推考するに、恐くは江戸（即平川村）の前面なる斥鹵、即平川の流の南岸（今の茅場町か、通町、四日市邊か、八代洲河岸邊か）の一地なるべし、

と言はんと欲す。彼の靈岸島は近世の堆洲なるが、江戸中島と呼ばるるも、又前島に對比すべし。抑江戸前島の名は、實に近世に聞こえず、されど大川鰻を江戸前と呼ぶに因りて、前島の[illegible]の片言か、魚の名に負はされて今に傳ふるも、一奇と謂ふべし。

四日市郵便局（ヨッカイチ）

今の中央郵便局は、舊魚役所の跡なり、江戸橋際なるにより、世に江戸橋郵便局と呼べり。明治三年十二月、始て郵便條例を布く、當時民部省驛遞寮の司とる所にして、四日市にたゞ一箇の郵便役所を設られて公私信書遞送の事務を扱へり。尋いで都鄙各地に扱所を設け、數年にして異常の大發達を爲し、海內交通の機關と爲れり。已にして電信、電話等の事も之を管掌し、其業ますます盛大なり。

材木町（ザイモクチャウ）

四日市の南より起り、京橋川に至る。寛永圖には中橋北に四丁（今の日本橋區內）其南に四丁（今の京橋區內）を分ち、大通の八町に並行せしめ、各町の間に小[illegible]七筋ありて、材木を浮繫せることを曉知せしむ。元祿[illegible]の爲めに此堀敷地を埋壊し、[illegible]年に至りては町名の數を減し、四丁目までを二町とし、六丁目下を三丁目と爲す。彼八丁堀とは、此材木町八丁目の末なる舟入堀の義

なりしに、今や共に古意を失はんとす。

紅葉川 材木町に添ひ、南北に通ずる一渠にして、材木町川とも云ふ(紅葉を楓字に假れる書もあり)、即日本橋川と、京橋川との通水とす。府内備考云、紅葉川はその名付し由來を詳にせず、此川昔は中橋下を經て、御堀に通せしか、後埋立て廣小路と成り、その後又町並と成しゆゑ、今も川跡を中橋廣小路と稱せり。○按、紅葉川の名は舊記に見えず、貞享圖に此川を八丁堀と標す、材木町八丁に并行すれば也、また武江年表に「海賊橋より松屋橋、彈正橋迄の川通、八丁堀なり」寛永中船通用の爲に、長八丁に堀通されし所と云へり」とあるに參考し、舊名八丁堀なりしを知る。されど古來の支港を、寛永中に改修せられしにて、創造にあらず。

海運橋 紅葉川に架し、四日市青物町と茅場町(兜町)との間とす、舊名海賊橋、寛永圖には高橋と云ひ、文明八年江亭記に謂ふ所の高橋是也。橋畔の第一銀行(兜町に屬す)は、明治六年六月の創立にかかり、我國近世の理財業の魁首に推さる。

(海賊橋)

古鹿子に、かいぞく橋、本材木町一丁目、かやば町へかかる」とあるは此橋なり、江戸砂子に「海賊橋、又將監橋、又石橋とも云、青物町より坂本町へわたす、むかし東はしつめに、海賊御奉行向井將監殿やしきありしゆゑにいふ」といへり、さて寛永の圖に、向井將監とあれど、橋にはたかはしとあるのみ、明治八年六月、再び石橋に改築し、長九間、海運橋と改名す。

茅場町 紅葉川の東にして、京橋區に屬する北八町堀の諸町と共に、一洲を成し、其北半を茅場町と呼ぶ。今南茅場町、兜町、龜島町、坂本町、北島町等に分つ(寛永圖に據れば、紅葉川に緣り、向井將監、同左門、間宮、九鬼などの海賊方、船手衆の邸宅あり。其以東は大寺院の境地にして、日本橋川三俣の邊に僅に町屋を措かき、かやば丁と標し、其東に一橋ありて靈岩島に通ず、萬治の比、寺院を他に移轉せしめ、浩華して近門の限を爲る。九鬼氏は明治の初めまで此に住り、變革の後、其邸地は拓きて公園とせらる、凡一千八百坪、西は楓川新場橋に對し、坂本町に屬す

蔭洲晴望　蘭亭

江天晴望雨初收、地近東南大海流、城市春通金甲渡、
漁磯潮落鐵砲洲、東入門巷千家樹、買客帆檣萬斛舟、
葭處從來饒釣叟、誰將物色覓予裘、

江戸名所圖會云、摘相子に曰く「我栖む北隣は、蘆荻茂り生て、笹阿なる地也、茅場町といふ」名にふれて昔は海邊なりしを、今は榮行く家作して、山王權現の御旅所と定まり、藥師佛立給ふに、堂のかたへ、たゞほのかに梅にかけると見ゆる、空地は水をためて湖めかし」云々、此其角宅も茅場町藥師堂の邊なりといひ、元祿の末こゝに住す、即終焉の地なり、按ずるに「梅か香や隣は荻生惣右衞門」といふ句も、其角のすさびなる由普く人口に膾炙す、徂徠先生、荻生惣右衞門は同所植木店なりと傳ふ、先生一號を蘐園といはれし、蘐は萱と同じ字なれば稱せられしなり、よつて此地に住せられしこと知るべし。○武江年表云、明暦の災後、茅場町に在し茅商賣の者、南同橋向へ移さる、其後元祿始の頃、本所四ッ目へ移され、よつて本所茅場町といふ。○江戸繁昌記云、古俚曲詞云「月之八日茅場町、大師賽詣不動樣」是可以證都俗好賽乃風之古、且近來稱街道塲者、紛然開店、與賣卜先生、結伍爲鄰、賽最盛於夏晩、各場門前街、買人爭張露肆、賣器物者、皆鋪蒲席、並陳高摩鼎鐺、賣食物者、必安棚閣、或吊魚油燈火、或列百物、價皆十九錢、隨人擇取、或措闘合印、賭一貨賣之十數人、賣茶娘必美艶、濁水聲自清涼、其際豪賤師、羅列盆卉種類、皆陳之于架上、關花閣亭、團石競異、向此紅碧錦綺叢間、挾以燈籠、宮商嗽如、微羽繹如、笆內叢種虫聲、喞々送韻、武野當年荒涼色、再出見之于鬧熱市中于今日、眞奇觀矣、滿街商客、所燒香光、沖漱漲空、賽詣挨肩、數所大屋、前展躡過、後履蹜過、踐々紛去、排除為清、有賽花者、賽草者、賽于鵠、于餅、于團粉、于果蓏、携妓者、不賽于妓也、拉處女者、不賽于處女也、彼買泥醉於賽、此引治遊於賽、賽與不賽、合爲此一大賽。

鎧橋 明治廿二年始て架橋し、茅場町と小網町、蠣殼町の間、日本橋川へ渡したり。近年橋畔の大名屋敷を開き、兜町と命名するも、鎧に對稱したるなり。

江戸砂子云、鎧渡は茅場町より小網町へ二町の渡也、俚説に曰く、往古は此所入江にして大渡りなり、源頼義奥州攻の時、俄に風落て浪はげしかりければ、鎧をしづめ龍神に祈りたまへりと、又平將門の事に附て、同様に云ひつたへたり、同所牧野家の屋敷の内に、甲塚といへるあり、是も賴義の甲を納め給ふといへり。

京橋區

京橋區 日本橋區の南にして、外濠と汐留との間、芝區に至る。京橋川(一八丁堀へつづく)三十間堀、新橋川(汐留川)以下、大小の江渠あり、其の地多くは、慶長以後の新堆積に成る。市街の大略、西北偏、日本橋區の通町に接するを南傳馬町とし、南傳馬町を承くるを銀座通とし、此間に京橋あり。銀座の末に新橋あり、芝區との交堺とす。南傳馬町の東に八丁堀の諸巷あり、日本橋區の茅場町に連接す、靈岸島は更に其東に在

り。銀座通の東、三十間堀を隔てて木挽町あり、木挽町の西方は概して築地濱と云ふべし、八丁堀以南とす。佃島、月島は三島より成り、江水を隔て、全く海灣中に在り、大川之を挾みて流る、近年街巷を開き區内に編入す。此京橋の一區は、商工の繁昌、日本橋區に亞き、其店舗工場は、殊に意を競ひ功を争ふ、日進月歩の風ありと云ふ。今人口十三万、其地は謂ゆる中等階位以上、三米突に超ゆるなく、築地沿岸には三米突以下に降る所多し。

◆一〇八◆

南傳馬町（ミナミデンマ）

(中橋)

日本橋通町の末を承け、京橋に至り、三丁目を数ふ。寛永圖に、南傳馬町の北端、中橋堀あり、此堀は正保中埋濱せられ、今は僅に町名にのこれり。又此中橋の傍の西端に、今外堀に架する八重洲橋あり、これも明治の年の新架にして、古圖には見えず。

南傳馬町東西の地は、慶長八年の頃、日比谷洲崎を埋築して造られたる陸地なるべし、傳馬とは江戸の古驛舘に附ある名なるが、日本橋の傳馬町に對して、南と云ふ。俗説、寶田村に、江戸宿の遺民が移り来て開きたりと云ふも、全くは捨て難し。一丁目とは、通四丁目南の方をいふ、是より京橋へ四町あり、南傳馬町の南半なる故に、いひしなり、今は橋なし、明治以前橋あり、長十五間といふ、いにしへは此堀の方端に、木村本町の邊まで堀つゞき、此流にかけしを中橋といひしなり、正保の頃、此堀は西の方半分埋られ、東の方寛永中に至り埋られ町屋と成り、廣小路を此頃より改て富槇町といふ。其江戸圖説、元和三年、寛永頃久の上下紀行に、中橋に狂言芝居ありと上瑠璃あやつりの芝居ありしことを記せり、和泉國堺の虎屋次郎右衛門（或は云ふ小六大、後に薩摩太夫と改め、淨雲と號す）江戸に来り、中橋に於て操芝居を興行せしも寛永の頃なり、因て江戸浄瑠璃太夫の始祖とす、羅山文集中に「今日所爲者、江戸第一之傀儡、號小六大、近世傀儡子、此爲功手」と見ゆ。

(炭町)

武江年表に、此地の旧名に付、桶町の馬場は用地になり、こゝの道安庵とも、元誓願寺前へうつる、慶長十一年、云々、桶町とは今の道三河岸なりとの異説あれども、古事合考に據れば「今の京橋具足町の東、今入る桑立て銀座町とす、其地東丸くして、一方口にして、南の片側をすみ町、北の片側を桶町と名つけ、中一筋の通りを中の町と名く」云々 寛永圖にも此をすみ町と記す、是柴儀にさたあらきに似たれど、慣實の皆りさる樽町は此に非ずとするも、角町は必定此炭町なり、京傳寄觀考云、すみ町は町のすみなるに由にしかいふ、今は炭町と書して、炭は竹町と云ひ竹商おほし、享保五年寫本の混坊圖に、吉原の角町は京橋角町の傾城屋とも、萱町にうつりて住しと云ふに、しか名をとめれど、京橋に傾城町ありし事あきらけし、且足町桶町の間の通りを、すべて今に中通りと云ふ、吉中の町といひし名残で、一通のことなりといふもあれど、桶風にふれて、もうらもなかりしと小路にふたつ、町の入口に大構の門に據りし由跡も、北京の桶町也、大桶町と一日にいこと、其後元和年中、一構をひらき（元吉原の事也）、槇町、鍛冶川岸、大鋸、桶町、角町の者ともへて、一所におひ寄りけるうち、桶町の者は江戸町二丁目につきけるに、此町を本桶町ともいふ、角町の名のうつりしは、其儘角町と名づけたるよし。

八丁堀（ハツテウボリ）

元柴渡の名に因て、八丁堀舟入の稱あり、にして、京橋川の末なるを云ふ、其北方を八丁堀南と云て、寛永圖に、四丁の町屋を畫けり、即今の本八丁堀町也。本八丁堀に、日本橋區の茅場町と相連接して、溝を存し、三又川を以て靈岸島と相隣る。（紀伊國堀川の一名八丁堀川と紛ふべからず）

(本八丁堀)

寛永圖に「八丁堀舟入」と記せる堀の邊岸に、四坊の町を畫かき「八丁あり」と一圖に記するは、其興必やり。地形を比較するに、今は本八丁堀五町あれど、古圖なる其四町にて「四町あり」と註せられしが、八丁堀舟入の名に因りて、後人誤りて四を八に改摘するのみ。又八丁堀の名義を考すに、是は紅葉川材木町八丁目の舟入堀江と見るべし（六十間一丁の數にて測りたるかと覺はるるも、本八丁堀の現在の長さは、四百間許、寛永圖四丁の推測は三百間許とす）堀江の南なる築地濱の岸にも、町屋のありしことに、寛永圖に見ゆ、今の南八丁堀町是なり　一説、京橋堀四丁なも累計して、八丁となるといへるは、如何　再按、八町堀は寛永年中の開通の説あれど、實は慶長十七年なるべし、駿府記に慶長十六年十二月、召安藤對馬守（信重）同年於江戸船入之普請可有之、云々、十七年二月、有馬守江戸舟入普請、持來之、寛上意」云々と載せしは、船入の名を符合せざれど、寛永圖に参考して、其八丁堀たる曉知すべし

八丁堀は寛永年中通路いたらず、長さ八間の堀をほられし故かくいふと、紫の一本　これに據れば、たゞ八間の處にのみ名付し堀にはあらで、京橋下より此堀續きまでなを、通じて八丁堀と稱すべきなり、たまたま町の名に殘りしは、この邊の川名とおもへるは誤なるべし。（内備考）

(松屋町)

此八丁堀の一帶は寛永圖に、其南岸を除くの外、茅場町に至るまで、皆武家屋と、寺院に充てられ、中にもこういんじ、そらおん寺は三丁目の背に當りたる寺なり。萬治の比に、寺院は皆他に移轉せられ、主として町奉行所の與力、下僚の邸宅に當てらる。其、本に松屋（マツヤ）町の名出て、元禄後に至り、岡崎町日比谷町以下、種々の小巷名出て

たり、松屋町の松平越中守上屋敷は、此邊の大邸たりき。

八丁濠貸居　　　星　巖

雖然門巷冷、幾出傾紛華、柳色通侯邸、歌聲賣酒家、風生馳白馬、塵撲走香車、誰見一瓢小、酌泉澆病花、

舊幕府の警察官たる町奉行附屬の與力同心は、八丁堀、岡崎町近邊に居住せり、故に俗間には「八丁堀御役人衆」と稱して大に畏敬せり、與力の居宅地は大抵二百五十坪にて、表に門を構へて儼然たりしが、同心向は凡百坪餘にて、多くは表地面を商人に貸與し、自家は其の奥に居住せりといふ、其の職務は巡邏偵察にして、穩密、常廻り、臨時と分れ居れり、諸士は積年の經驗ありて、所謂老練者なれば「御下知」と稱するもの、即他國より入込みし犯罪者の如きは、三日間を期して捕縛するを常例とす、平生は燕尾(ブッサキハオリ)彩、袴、草履といふ服裝にて、帶刀の上、紅總の十手を携へ、手先(チカッピキといふ)二人を從へて、市中を巡回せり。〔東京名所圖會〕

三又川(ミツマタ)

大川の舊派にして、後世變して堀江と爲る。

箱崎の北端より分派して西南に流れ、日本橋川と交叉して四叉を成し、茅場町の南を經て靈岸島の西界を限りつつ、東南に屈折し、京橋川(八丁堀)と共に落合ひて、再び大川に歸す。箱崎には箱崎川と云ひ、靈岸島には靈岸島川とも唱ふ。此一江は寛永以前、(靈岸新堀の穿たざる時)日本橋川を容れて三叉を成し、高橋、(海運橋)四日市へ入港の内澥たりしなり。されば其後も、三又川の河口に船手番所を置き、川口町、湊町の名は今も靈岸島にのこれり。

寛永圖の一本に、茅場町と靈岸島の間なる架橋(今の靈岸橋)を誤りて、地頸の如くに描寫せる者あり、惑はさるるなきを要す。

近時、此川筋を龜島(カメシマ)川とも云ふは、靈岸島と八丁堀龜島町との間なる龜島橋、龜島河岸に起因す、この名は元祿以前に聞こえず。○寛永日記に、元年甲子、靈岩雄譽上人、法力をもつて、江戸八丁堀海上に、諸檀那土石を運集て、陸地に築き、一字を建て靈岩寺と號し、世に是を靈岩島といふ、〔府内備考〕その後は汀岸の地、猶も世を逐ひ増加し、殊に明和の北の新築地をば、コンニヤク島と云ひしことあり。

夜歸舟中三首　　　星　巖

涼月當灘碎有聲、旋波一道白分明、何來荷氣吹仙夢、小水晶宮影裏行。蘆梢細露觸篙飛、薄醉初醒怯葛衣、冉冉歌聲來不遠、也知妓舫趁涼歸。燈影紛紛枕上來、雨邊樓戶映流開、舟人巧避夜潮上、尋得支溝取路回。

江戸雀云、三俣(今の靈岸橋の四叉の邊を本とす)と云事は、淺草、(角田川此に箱崎町にあたる)新堀 靈岸島、(三又川)此三方より通して、水のながれ分るる故、三俣と申也。

靈岸島(レイガン)

八丁堀町、及び茅場町の東なる一洲にして、

元は箱崎と相連續して名も江戸中島と呼べる由、綴砂子、武江披沙に見ゆ。而も寛永圖已に之を中斷し、れいかん島と標し、れいかん寺屋舖、幷びに武家屋敷二所、町屋一丁を記入す。其町屋は今の新湊町、塩町にあたり、寺は今の長崎町、銀町、濱町、四日市等にわたりたる歟。萬治二年、寺を深川に移轉し、更に舊寺地の中央を東西に、一渠を貫通し、靈岸の一島、後は二洲に分る。又此島の東西角に湊町及び船手番所あり、其北に越前侯の藏屋敷ありしことは、古圖にも明了す、(其藏屋敷は寛永圖に松平伊與と記す)今の越前堀町是なり。』江戸名所圖會云、靈岸島は昔雄譽靈巖和尚、此地の海汀を築立て、梵宮を營て靈巖寺と號く、依て後世靈巖島といふ地名殘れり、初は江戸の中島とよびしとなり、東海道名所記に「れいかん島も江戸の地をはなれて、東の海中へ築出したる島なり」と云々、後世寺を深川へ移されて、其跡を町家となし玉ふといへり、故に此地の北の通りより茅場町へ渡る橋を、靈岸橋と呼ぶ、川村隨見宅跡は同所新川(シンカハ)一ノ橋の北詰、鹽町の邊其舊地なりといへり、隨見は諸國の水土を考ふるに精しくして、大に世に勳功あり。○新川とは即新堀川にして、靈岸島と箱崎島との間の堀江なり、故に延いて兩島の汎稱ともなり、俗に新川の酒問屋と云ひ、新川の南北、酒醬油の問屋多し、茅場町の問屋を幷せて三組の名あり、近年の統計約七十萬樽を以て大數とす。○東京名所圖會云、方今の新船松町は、明治以前、御船手屋鋪とて、奉行職向井將監此の地に在りき、靈巖島の尖端なれば、石川島に對し、灣内の風光、一眸の下に落つ、幕府以て要害の地と認め、將監をして此の番所を扼せしめき、又一書に、靈岸島の湊稻荷、元は惠比須前稻荷といひしよし、昔此地より鐵砲洲、築地濱へかけて、一圓の海なりし頃は、此所彼所に出洲のみあり、此邊の洲に芝海老(シバエビ)といへるもの多く集る故に、漁人字にえびの洲と唱へ、御船手方の屋敷となる、云々。

京橋川(キヤウバシ)

西に外堀を承け、末には八丁堀と稱し、大川へ通す。北なる日本橋川に交通するに紅葉川、三又川(靈岸島川)の二渠あり、南へは三十間堀あり、新橋川に交通す。

寛永圖に京橋、幷に其江水を畫がく、大略今日の如しと雖、汐留堤ありて外堀と相通せず、萬治以後に及びては全く今日に同じ。慶長三年圖には、日比谷門と思はる邊より以東に、大江灣を畫がきたれば、京橋川と新橋川との中間は、全く海水に屬せるを知る。其後八年の比にや、此間の埋築成り、日本橋より芝口へ大街を開き、京橋と名づけ、次なる芝口を新橋と名づけられしならん、京橋長さ十四間といへり。一

書に京橋川を櫻川と唱稱し、其考證めきたる者あれど、採り難し、櫻川とは愛宕下にあり。○明暦大火の記事なる、後見草の中に曰く、「京橋燒落、男女の死人山のごとく重り、目も當られず、流るゝ死人ともを踏みて川を渡り、南傳馬町三町の内は、道幅一ぱい死人なり」云々、慘狀粟膚に足る。

金六町（キンロクチヤウ） 京橋の東にて、三十間堀と京橋川に其三面を圍まれたり、金六町、水谷町の名は、早く寛永圖に出でたり、金六とは「入らぬ金六」の紀念にやあらん。○慶長見聞集云、江戸町に金六といふ者有、大御所様三河岡崎におはします時より、御存知の町の者なるが、關東へ御伴申て下り、江戸本町一町目に居たり、御所様外城へ出御の度毎に、金六御城の大手御門外につくばいぬ、御所様御覽有て、頓て金六と御言葉をかけゑみ給ひけり、金六竹杖をつき、御乘物の眞先に立、海道の下知し、右ひだりの町を見廻し、上様の御通りを町の者共に拜み奉れと云けり、然に又金六日暮ぬれば、江戸町をめぐり、辻の火番をあらたむ、夜番も金六なくば心安かるべし、早く死ねかしといふ、家主共聞て、江戸町の爲になる人なれば、百迄も命ながゝれとこそ思へとしかりぬ、されば下郎共、人もたのまぬ事にいらふをば、不入金六といふ、此言葉世上へひろまり、皆人云ならはす。

銀座（ギンザ）

今町名に呼び、京橋より起り四丁目に至り、次に尾張町二丁、竹川町、出雲町、(金六町)以て新橋に接す。此八町は明治七年火災の後、政府市街經營の計畫を爲し、資金を投じて煉瓦家屋に改造せしめ、左右の諸巷(外堀と三十間堀の間)一圓に修理を爲す。故に街上館頭の容姿亦一變し、爾來商工の繁榮更に加ふる所あり。

銀座四町は寛永古圖に新兩替町（シンリヤウガヘ）と標す、駿府記に「慶長十七年六月、江戸新開地、有御町割、依上意、京都及堺津商人、下賜屋舖、後藤少三郎奉之」云々とあるを考ふるに、京橋邊の新開地は、慶長八年に海水を排して築立てられしも、十七年に至り、八丁堀京橋川の舟入堀成り、更に修理を加へて、新兩替町以下の町割を再びせられしならん。寛永圖に、二丁目の東側に銀座あり、又三丁目の東側には後藤あり、即少三郎（本町の金座後藤）の分家とぞ。○一書云、江戸銀座は京橋に建置し、寛政十二年に至り、更に之を蠣殼町に移轉せり、安永八年、銀座年寄役稟申に曰く、往古は白銀の價位一定せず、唯諸國銀鑛、採鑿の灰吹銀を發布して、以て之を流通す、東照公每國銀價を異にするを憂慮し、堺の商人大黑屋常是を以て鑄造員と爲し、(御改役と稱へ)遂に海內一般、大黑極印丁銀を流通するに至れり、又云、本座は初め慶長六年五月、山城國伏見に設置し、座員の居宅を併せ、宅地四町を賃與せられ、之を名け兩替町と曰ふ、爾後慶長十一年に至り、又銀座を駿河國府中に建設し、此兩座に於て丁銀を鑄造せしむ、十三年伏見の銀座を京都に移轉す、十七年駿府の銀座を江戸に移轉し、之を通町京橋以南の街地に建設し、諸國所產の灰吹銀を買收せんが爲め、大阪高麗橋以東の通町にも銀座を建設し、又長崎に銀座を建設し、以て異國に輸出する銀貨を鑄造し、長崎奉行所の銀貨鑑定の公務にも服し、其役員は之を京都より派遣し、更代勤務したり、云々。○或云、今代洋風建築の由來を尋ぬるに、明治四年龍門に分析場(大藏省に屬し後に勸工場と稱す)を造らる、煉瓦造、英吉利風のものにて、技師英人チートルスの指揮に成り、之を東京最初の磚屋といふべし、(十餘年を經て毀撤)尋いて新橋橫濱の兩停車場、竹橋の兵營、霞關の兵營等成る、皆英風の建築なり。銀座街一帶の店舖の煉瓦に修造せられしも、チートルスの計案に據れる者にして、明治七年起工、十年に至り竣成せり。而も明治八年には、大手に紙幣局(今の印刷局)の建築あり、是も英風に成れりと雖、後獨佛人の改修を加へたり　佛蘭西風の建築は、恰も此際より起り、虎門の工部大學校の三層閣、(明治七年)霞關の參謀本部、陸軍本省、外務省、(明治十二年)皆佛人の手に成りき。伊太利風の建築術之に後れ、獨逸風最後れて來りたるものとす。但し亞米利加風の木造家屋は、橫濱開港の際より起りしなれば、戊辰以前に濫觴すと謂ふべし。

尾張町（ヲハリ） 京橋銀座通の市街は、全く慶長八年の埋築に係る新地なり。東照宮實紀に、慶長八年、市街修治の時、町々の名は皆役夫の國名を負せたりと述べ、朝野舊聞裒稿なる、每十萬石百人の課役の中に、尾張、(德川下野守忠吉)加賀、(前田中納言利長)出雲、(堀尾信濃守忠氏)などあれば、尾張町、加賀町、出雲町の起因自明なり。○白石紳書云、芝口の町も、京橋邊迄にて、それよりこなたは後に出來しなり、これによりて京橋邊の町の名に、今も大坂町、住吉町などいふ有、これはその所に傾城町有しなり、中頃に今の境町へそれを移され、丁酉火事後、又今の新吉原へ移されたり。(此叙說明白を缺く所あり疑ふべし)

八官町（ハチクワン） 江戸砂子に「八官町は、八官といふ異國人に、此所にて屋敷を下されしとなり」と錄し、寛永圖にも八官町見ゆ。八官とは當時明國より渡來の南京人に、一官より九官まで數ふる稱呼ありて、本來は職名なりしにや、鄭一官、蔡九官など云へり。慶長見聞集に、唐人五官と云ふ者、江戸來寓の事を載せたり。○武江年表云、慶長十九年、南蠻人、阿蘭陀人來朝、この時來りしヤンヤウスに給りし地は、ヤヨス河岸なり、ハチクワンに給りしが八官町なりといへり。

金春（コンパル） 承應二年江戸圖に、出雲町西裏に金春七郎、弓町南に觀世七郎とあるは、共に能役者の賜邸なり、今は金春

のみ其名のこる。金春屋敷は今の南金六町の內なり、又信樂新道と稱する所あり、昔こゝに信樂といへる待合茶屋あり、茶釜を店頭に掛けて、商人の寄合、開帳の出迎等いづれも此の茶屋よりせり、江戶名所圖會に、其の圖を揭げたる如し、當時この界隈にて待合といへるは、新橋の南に玉の井、及び銀座の藤岡を加へて、纔に三軒にて、信樂は最も繁榮を極めたるが、世事移り變り、安政の頃より藝者屋多く出來たりとぞ。〔東京名所圖會〕

三十間堀（サンジッケン）

銀座通と木挽町の間なる縱江にして、京橋川と新橋川(汐留川)を連絡する者也。寬永圖に據れば、新橋川の末は即三十間堀にして、其末は紀伊國橋に至り、東に折れ、更に京橋川に會流す。蓋し新橋川の頭に、汐留土橋を造り、末を直に木挽町の南より海へ放出せしむることとなれるは、明曆萬治の比の事歟。

三十間堀の西岸(銀座通の東)を八丁目まで分ちて、三十間堀町と云へるは、紅葉川の材木町に同しかりき、然るに近年之を破り、四丁目を一丁目とし、三丁目にて盡き、他は町名を改めたり。故なくして舊名を變し、而も規制に適合せざる者と爲ししは、歎惜すべし。○紀之國（キノクニ）橋は寬永圖に載せ、橋の東に紀州並に尾州の藏屋舗(今の一丁目の地、中世伊達家邸)あり「こびき丁は八丁あり」と標す、正保圖にも紀之國橋、木引町橋を記す。

(紀之國橋)

木挽町（コビキチャウ）

三十間堀の東なる市巷なり、一丁目より七丁目に至る。寬永圖已に此に町屋を標記したり、然れども市街は堀に緣れる狹地にして、其海邊(今の築地は當時江灣たり)には武家の邸宅あり、今の遞信省(木挽町八丁目舊中津藩奧平邸)の地は之を載せず、蓋し商人居に任へざりし海瀕なりければ也。

今の九丁目は寬永圖、松平越後守の藏やしきと標し、十丁目農商務省は寬永圖、松平周防守邸とす、七丁目は明治十六年華族(十五と稱す)銀行を建てられしも、昔は町家たりき。

木挽町の劇場は由來久し、已に萬治中了意名所記に「てつぽう洲へあがり、それよりこびき町の方へ行たれば、喜太夫が淨瑠璃、其他質か、うそか、異類異形のものを見する」云々。正保元年、岡村長兵衛六丁目に芝居を建てたり、二代目より後山村長太夫座と改む、萬治三年、森田太郎兵衛五丁目に芝居を興行、後代々勘彌と號す、其の頃は狂言座の外に、見せ物の類もありしなり、正德四年、山村座の俳優、奥女中江島と通じ、事露れて遂に廢座となれり、砂子補に「享保の末勘彌しばらく芝居休し事あり、その內又河原崎權之助願て芝居をはしむ、後に又休みしゆゑ、勘彌再び願ひて當時まで相續す、あやつり芝居もありしが今は絕たり」と、天保十三年、水野越前守改革の際、命に依り芝居は皆淺草山（ヤマ）の宿（シュク）に引移る、明治廿二年に至り、又此に劇場を建つ、謂はゆる歌舞伎座是なり。江戶名所圖會に「木挽町四丁目より東の方に馬場あり、常に賑はしく、講釋師、淨瑠璃の類、軒を並て行人の足をとゝむ、享保九年迄、此地に松平采女正のやしきありし」云々。明治二年、近傍の藩邸、及び幕士の宅地を合併して、采女町と稱し、市廛を開きたれば、舊態を一變せり。

江戶繁昌記云、寬永初年、猿若勘三郞、賜命創開戲場、于中橋街、至九年移于人形街、次都市村二氏之場、亦皆成焉、慶安四年、又徙于堺街、而山村氏趕場于木挽街者、在正保元年、凡始於卯終於酉、此是演劇常式、題在看棚頭、東方將白、鼓聲始震、例爲三番叟舞、次演家藝、俗謂之脇狂言、中村氏演酒呑童子事、市村氏七福神舞、森田氏猩々舞、既而旭日始映、招牌爛燦、喧塵漸揚、田舍人早炊已往、女兒夜粧急走、聚自四方、人山人海、鼠戶開不暇閉、棚欄撓將傾折、東西看棚、紅氈連接、眞不霽之虹、堊面前棚、人頭鱗次、眞木雲之龍。

築地濱（ツキヂハマ）

木挽町の東方なる沿海の新地を云ふ、即明曆江戶大火の後、木挽町の海岸を埋立て、八丁堀舟入の南方に新地を開き、本願寺を移し、士民の邸家に供せられしものとす。明治元年十一月、外國互市場を築地濱の鐵砲洲に開き、波戶場、居留地、新島原等を置かる。當時居留の制限は、京橋川、(八丁堀)三十間堀、汐留川の筋に定められ、之を關內と稱ふ。後漸次に沿革し、明治二十九年に至り、全く舊制を撤去せらる。築地とは築埋の新地の義なれば、府內諸所に在れど、木挽町築地最著れ、獨其稱を專にす。

昔要日記に「明曆四年、木挽町の海手、赤坂、小日向等築地にせらる」と、又萬治日記に「元年三月、木挽町築地奉行命せらる」と傳ふ、「府內備考」明曆四年は即萬治元年なり、かくて濱町に在りたる西本願寺を此地に遷さる、明石町及び南小田原町等の地は、後復び海面を埋塡して築かれつる歟、寺院の四隣は、皆諸侯の藩邸幕士の居宅となる。新編江戶志

(築地)

築地本願寺（ツキヂホングワンジ）

明治二十六年炎上、再建同三十四年に成る、本堂(梁間二十間、桁行二十二間)太子堂、輪番所、對面所、奧書院等なり。支坊五十六末寺は亦境內に在りて、地積合一萬五千餘坪を占む。○延寶五年版の江戶雀に「此寺はいにしへ淺草御門のうちに有しを、西の年の回祿以來は、此地にうつされ、海をつき出して地形とせり、其頃は人家も立離れて、いとさびしかりけるが、御當家家繁榮いやまし、かかる築島のはてまでも、軒に軒をかされ、今は江府滿中になりぬ、堂は東向に建られたり、前には海つらまん〳〵見おくり、寔に行かふつり小ふね、ながめにあかぬ有樣なり」云々、淺草門內とは濱町の舊址を指す。寺傳には、元和七年、准如上人の時、

初めて濱町に坊舍を置きたりといふ。

築地海軍省屬邸は本願寺の西南にして、今築地四丁目と稱し、方五町許の大邸也、三方水を繞らし、東南は海灣に臨む。今海軍大學校、水交社等在り、昔は増山河內守、稻葉長門守、松平越中守等の別邸、並びに一橋殿、尾張殿の庫舍に充てられし場なり。幕政の末期に、海軍所を其東岸（舊淺野家の別莊）に置かれ、尋いて維新の初めに轉して海軍省と爲り、隣近の諸邸を收む、已にして兵學校を此に開き、本省は溜池葵坂へ移り（後日比谷へ移る）其屬邸として保持せらるる者とす。

江戶名所圖會云、江風山月樓は築地稻葉侯別莊の號なり、寛文二年壬寅の春、庭前の海汀を塡め、土を積み石を疊みて、翌る年の秋其功なれりといふ、風光佳に富み、殊に濱御殿の秋影にも越たり。

濱離宮（ハマ）

昔稱徳濱御殿、幕政の時經營して、御濱の邸園とす、海軍用邸の南西に一溝を隔て、遞信省（木挽町八丁目）の南に在り。離宮の本殿を延遼館と名つけ、明治年間修を加へらる、是外國貴賓の迎館に供せらるる旨意とうけたまはる。

府內備考云、御濱御殿は昔蘆葭など生ひ茂りて、鷹場に用ひられし處なり、その後甲府綱重卿の下屋舖に進せられしなり、現に寛文十一年梓行の大繪圖、及び延寶八年安見圖等には、甲府御濱屋敷と記せり、その後濱御殿と改め稱せられしと云へり、新錢座門とは、昔此門前に錢場ありし也。〇濱御殿の岸邊には、幕政の頃、船手頭宍賀氏の番所ありて、鐵砲洲、佃崎と並び、三所の船番所と稱せり。

春日濱墳　　石 鼎 波

濱宮觀外大江流、須行離宮百尺樓、錦石花迷向徑、
羅帆雲際駕輕舟、潮高時鷁分三派、日落風雲過二州、
最是繁華多壯麗、何須對此動鄕愁、

壬寅暮春有特旨、迎日野亞相、於濱苑、以興游宴、
因徒跳等爲之伴接、風流雅賞、實爲昭代盛事、賦詩
紀之、

別館晴臨碧海隈、綺筵斯日爲君開、松間鳴道謳云俗、
鶴鶴个從雲上來、壽日熙和淑氣軟、鳥歌花舞助歡娛、
然時好假丹青手、寫做春遊賜宴圖、亭臺面々壓蒼移、
園境風光出意奇、別有林園須看取、縱房舉石濤紆池、
陽坡草暖嫩茅勾、彌望菲々似布茵、著得皇都閑雅態、
彩絶爲掬踏青人。　　林 樫 宇

新富町（シントミ）

明治元年まで武家邸なりしを、是歲交易市場を初め、築地を以て其所と定められけれど、武家は悉皆撤去し、遊女町の一郭を置かる、號して新島原といふ、規制は島原舊廓に同し、四年に至り娼館妓樓を撤去せしめ、更に普通の民巷に改められ、新富町の名を命ず、翌年淺草山之宿より劇場森田座を此に移す。入舟堀は、明治元年、新島原を開く時之を穿り、築地堀と八丁堀とを連絡するとと爲る）〇新富町西偏は、本多家累世の抱屋敷にて、早く寛永圖にも見えたり。其東方なる鐵砲洲の入舟町、新榮町、新湊町等は慶應の末まで、武家大小の邸宅に供せられし者なるが、萬治前後の比に陸地となれる歟。

南八丁堀（ミナミハッチャウボリ）

八丁堀の南岸なる一街にして、眞福寺橋（三十間堀に架す）より東稻荷橋に至る、舊五町に分ちしが、近年三町に減せり。寛永圖に、此一條の地、宅の如くに江海の間に横たはり、全く沙嘴なりしを知る、萬治寛文の比に、築地濱、鐵砲洲の床園を修造せられ、地形一變す。

鐵砲洲（テッパウズ）

南八丁堀町の南方なる總稱にして、今の入船町、新榮町、新湊町、本湊町、船松町、明石町などを指せり。鐵砲洲の名は寛永中に起ると云ふも、當時は無人の洲渚たりしのみ、一書に築地濱に開拓せられし後、鐵砲洲にも家宅ありと云へるは、さることならん。鐵砲洲稻荷社には、傳說して、天正の比に此洲を拓くと云ふはうけ難し。

府內備考云、鐵砲洲は築地の內、海手の方なり、寛永の頃、井上稻富の兩家、大筒の町見を試し所なり、されど此地は金城に遠からずとて、後に鎌倉由井が濱にて稽古ありし也、それによりてかく地の名とせしとぞ、此地は南北凡八丁ありといふ。〔續江戶砂子〕外交志稿云、寛永中、和蘭人大砲數門を獻して、島原攻城の用に供す、將軍又築地の海濱に於て、南北八町の地を畫して、大砲を演習せしむ、之を鐵砲洲と云ふ、其地江戶に接近するを以て、後之を下總船橋、相摸鎌倉に移せり。〇了意名所記を見るに、正保の比より、江戶と上方との間に航運盛に開け、萬治に至りては、諸貨物皆廻船に托せしよし、其書記に見えたり、樂阿彌もこれに便船したるならん、其文に曰く「後生はしらず、まづ今生の身過に、四國邊路、伊勢、熊野をめぐり、熊野浦より大まはしのふねに便船して、浦々の名所名所を尋ねとひ、やう／＼江戶ちかく成ければ、船頭が申すやう、西國南海の舟つきにて、江戶の地に入には、鐵砲洲に着き、八町堀へおしいるゝもあり、新堀、みつまたより日本橋へこぎ入るもあり、其外れいがん島にも舟は入る也といへば、思ひ／＼にこぎよせてあがる」云々と、默考想ふべし。

水路志云、鐵砲洲錨地は鐵砲洲町と石川島（石川島は大川口に横はり、佃島と合して周圍約九鏈、島內に造船所あり）と相對するの中間にありて、諸國の日本形船碇泊し、輸出入の物品此に輻湊し、東京埠頭中最も繁盛の處にて、廻船問屋多し、隅田川は下游に至り大川と唱ふ、其廣さ一鏈半強、乃至半鏈弱にして、水深は永代橋邊約二十呎、千住橋邊約五六呎なり、而して河口は千石積以上の船を通するも、上流は僅に二百石積以下の小船を通するのみ。

佃島（ツクダ）

鐵砲洲、靈岸島の東なる堆洲にして、標高約二米突、全く江海の間に在り、大川之を挾みて流る。(深川區越中島てふ附寄洲の西)此島は方二町許、漁戸の宅にすぎずして、猟師町と云ひ、寛永圖にはみこく島と標す、其後北方に附寄洲いできて、之を石川島と云へり、近年に至り、佃島の南東にも寄洲つき、即修築して新佃島と名つけらる、堆洲の廣さ、此に至り從前の猟師町に七八倍したり。又安政中佃島の南西に砲塁を起されし、明治維新後、鐵砲洲の岸にそひて航路を定められしより、澪標を設け江海の波濤を制止せられければ、千間許の堆洲、佃島に連接して生ず。明治二十五年に、月島と命せられ、新市街の計畫に就く。

延寳中の江戸雀に「東の方は八町堀に、木挽町、鐵砲津、女木、三谷、靈岸島に到り、僅に十町足らず、是れ海岸、據なき故なり」云々、女木は深川區の小名木川、三谷はミョウにて、即佃島也。

江戸砂子云、佃島は鎧島に並び離れ島なり、昔攝津國佃村漁猟の者拜領す、今に御膳の魚を上り、白魚の名所なり、古繪圖にミコツ島とあり、御供の意にや。同補云、佃島本は安藤右京進殿のやしき也、藤を植たるは、右京進の慕しるしなり、今住吉社の藤花名高し。○江戸名所圖會云、此島鐵砲洲に傍ひたる孤島也、天正年間、攝津國佃村の漁夫が、猟船をこぎ出して東照宮を渡しまいらせ、爾後隨從し軍事の密使、食膳魚猟等の事に仕へ、三十四人江戸へ召され、海川漁猟すべき旨免許を得て、寛永年間、鐵砲洲の東の干潟、百間四方の地を賜り、本國佃村の名を採り、即佃島と號く、此地は殊更白魚に名あり、故に冬月の間、毎夜漁舟に篝火を焚き、四手網を以て之を漁せり、二月の末よりは川上に登り、彌生の頃子を産す、其子秋に至りて、七八月の頃に江海に入ると云ふ。

白魚に價あるこそ恨なれ、　芭蕉

産業事蹟云、江戸に於て佃煮を賞美するは、近世の事なり、方俗相傳ふ、佃島住吉神社の祭典に、雜魚を擣煮に製し、神前に供する慣例あり、是れ佃煮の起因なりと、明治維新の後に及び、東京市街に於て之を販賣する者漸く多くなりて、其製も亦漸次改良し、販路も盛に開通し、以て方今に至れり、或は云ふ、佃島の人文化二年、沙魚の減少により、佃煮絶ゆ、因て下總國千葉郡曾我野村に轉住する者あり、海濱に生ずる貝類、並に沙魚等を以て之を製造し、江戸に輸販す、尋いて常陸國行方郡麻生村に移住し、霞浦に産する沙魚、鰕等を以て製造せしに、益佃煮の名聲を盛大にしたりとぞ。

此網引、江戸近邊之於海河、おみかけ候事、不可有相違候、但淺草川、稻毛川、御法度之場にては、不可引者也、

慶長十八年丑一月十日　米助兵衛　島兵四郎

寄闇書　安對馬　土大炊〔府内備考、佃村由緒〕

石川島（イシカヘ）

昔名鎧島（ヨロヒ）とも云へり、今佃島町と改む、佃島猟師町の東北に寄生せる堆洲にて、標高二米突以下とす。

石川島造船所は、長二百七十尺、幅六十尺餘の船渠を有し、各種工場、事務室、倉庫、造船臺、起重機を備へたり、船舶及び汽罐、橋梁、車輛、電機等各般の製造、若くは此に必要なる材料の購入供給を以て營業要目とす、嘗之を開く、石川島造船廠は、舊幕府の末、水戸藩が創建せし所のものにて、かの旭日丸を製造せしものこの所なりき、維新後驛遞局に屬し、まもなく海軍省に轉屬せしが、平野富二（元長崎製鐵所長）十年間の借用を請願し、海軍省の許を得、これ民間において西洋式造船業を起したる嚆矢なりとす、其後更に三十年間の借用を許され、種々の船舶を製造せしが、廿六年さらに株式會社の組織に改めたるなりと。○江戸砂子云、鎧島は離れ島にて、石川氏の屋敷なり、俗には石川島とも、八左衛門島とも云ふ、先代石川八左衛門殿と申せし故也、江戸名所圖會云、鎧島は佃島の北に並べり、昔三代將軍大猷公の時、石川八左衛門此島を拜領せしより、此稱ありしなり。○東京名所圖會云、石川島今は佃町に編入せり、古名を森島といひ、其の後石川氏の所領に歸するに及びて、石川島若くは鎧島の稱あり、石川氏移轉の後、人足寄場（ニンソクヨセバ）となり、明治以後には徒刑場、懲役場、監獄署等と改稱したり。人足寄場は寛政二年、盜賊火付改、長谷川平藏、補佐松平定信の命を承りて創立す、（沼地一萬六千餘坪を築立て建設す）凡輕科のもの、敲き追拂等に處せられし類にて、引取人なく、放遣れば又元の如く無宿となるべきものなれば、皆此處に使役す、大工、建具、差物、塗師等種々あり、或は其人に依て島外へも出遣すなり、但手業なきものは舂米、絞油、炭團を製し、藁細工に從事する類なり、如此にて三年を經れば放免して、身寄のものへ引渡す、其時に營業資本として錢五貫文、乃至七貫文を給す、若寄場を脫走するものあれば、逮捕して死罪に處するなり、凡人足の數は、文化文政の頃迄は多きも百四五十人を出でざりしに、其後天保七年飢饉の際より、大に其數を增加し、水野忠邦改革以後、無宿はいふに及ばず、江戸拂以上追放のものは、皆寄場へ送られしゆゑ、益其數を增加し、五六百人に及べりとぞ。

月島（ツキ）

月島は灣内に新に築造したる島地なり、面積二十萬坪、以前は蘆葦叢生の洲なりしを、明治十八年頃より着手し、同二十五六年ころに及びて竣功せり。此に使用したりし土砂は、大川底浚に上總澪標邊より運搬し、經費四十餘萬圓を要せりとなむ、現在の地形は第一區、第二區に分割するも、設計に據れば、更に西南濱（ハマ）離宮に臨める海中を埋塡して、第三區を築き、又東岸を增築して、第一第二の兩區を補ふべき筈と云へり。

芝　區

芝區

皇城の南に在り、荏原郡品川驛に至る廣區にして、南北凡五十町、東に海灣を控へ、丘陵起伏して、西麻布區に連接す。北は京橋區及び麴町區に隣り、銀座通と日比谷通とを承くる二行の大路あり、前なるを芝口と云ひ、舊驛路とす、後なるを山內通と云ひ、近年の開通に成る。此二路は赤羽川の南に至り相合ひ、一路と爲り、海岸にそひ品川驛に達す、其間を高輪と稱す。大略、東北なる芝口、日比谷口（山內へ通す、山內とは芝公園を云ふ）一帶は平衍にして、芝口汐留町に新橋停車場あり、東海道汽車の大驛とす。其西愛宕山の陰を西久保、飯倉と云ひ、赤坂、麻布の二區に隣接す。公園（增上寺）の南に赤羽川（金杉川とも云ふ）あり、赤羽以南を三田と總稱す。三田の南は海水環を成して、岡陵の下に逼まり、其濱涯を高輪と稱し、岡上を白金と云ふ。白金臺は舊落田莊、直に府外の澁谷、大崎の村郷に連なる。今芝區、人口十三萬。

櫻田郷

和名抄、荏原郡櫻田郷、訓佐久良太。○今府內なる芝區一半、并びに麴町區の南偏（日比谷、霞關、永田町の邊）より麻布、赤坂まで及ぼせる地域。櫻田てふ村名は、天正の末まで、城南に遺り、小田原口にあたれり、故に小田原口の門を後に櫻田門と呼べり。其民戸は麻布村、今井村の西南へ移され、今も櫻田の町名のこれり（風土記逸文とて「櫻田郷、號櫻田者、以其郷之閣及櫻樹多也」とあるは、僞書に出づ、採るべからず）江戸砂子云、櫻田とは山下御門幸橋の內より、虎御門の外までの惣名なり。（今按、ここに霞關東西を櫻田と云へるは、是れ天正の北の櫻田村の跡なればならん）○新風土記云、今の郭內、櫻田御門の邊を、昔櫻田村とす、土人いふ、此地は源賴朝奥州征伐の時、當所の霞山稻荷社に寄附せられし神領の跡なり、其頃神田の四近に、櫻樹數株を植しむ、後年次第に叢生せしより村名起れりと、此地名永祿の北條役帳にも載せ、又牛込家譜にも載せたり、天正七年の村高五百七十石なりし由、慶長十七年の頃收公せらる。麴町區の櫻田を參考すべし、又櫻田の名は霞山の神領に由ると云ふは妄誕）○府內備考云、櫻田は西丸下より愛宕芝邊まで及びたる郷名と見えたり、和名抄、荏原郡の郷名に櫻田と載す、正保國圖、元祿國圖、昔中芝以北を豐島郡に屬す、郡界の改遷は古きよりの事と見ゆれど、その年代等は未だ考ふる處なし、北條役帳に「太田源七郎、拾九貫文、江戸邊櫻田西村分」「興津加賀守買得、三拾貫七百文、櫻田內半尾分」太田新六郎、貳貫三百文、江戸櫻田池方」と載たり、池方と云ふは今の溜池、その殘りのしるしなるらん、是等に據ても麁き郷なること推てしるべし、今の櫻田七ヶ町は、西丸下及び霞ケ關邊等に在しを、後年虎の門外に移され、麻布櫻田町も昔同所に在しを、後年寮坂邊に移され、再び今の地へ轉せられしと、又役帳に島津孫四郎飯倉の內櫻田三十八貫百五拾文を領すと書す、されば飯倉の邊まで入會し地なる事もしるべし。○遊藻臍記云、太平記に、櫻田治部大夫貞國とて、北條高時の一族あり、六萬騎の大軍率ゐて、武藏へ打出て新田勢を防ぐこと見ゆ、此人は此櫻田の地を名に負へしにあらずや。又云、寬永十八年東漸寺古鐘の中に「如持一聲草、於江城櫻田傍、住之二十餘年、後易地高輪」云々、（此鐘今在麻布春桃院）また延寶六年、西窪光明寺鐘銘には「豐島郡江府櫻田　梅上山證誠院光明寺」云々、又和漢三才圖會に、西窪天德寺を櫻田に在りと載せ、武德編年集成、慶長十五年、江府櫻田愛宕山圓福寺と載せ、江戸砂子には、烏森祠を櫻田郷に在りと云へるなど、櫻田の名の廣く徧布したるを證すべし、また櫻田の櫻とて、永田馬場本多家の邸內に在るは、往古の木に非ず、後に植繼て其名を存するのみ、是も亦溜池かけて一圓櫻田の地なりし一證とすべし。（望海毎談に本多豐後邸の邊を櫻田元町とすと云へり）

芝

府內新橋以南の汎稱なり、海灣に臨み丘陵を負ひ、向陽の地にして其濱を芝浦と呼ぶ。古書に柴に作る、本柴浦、柴濱など云ひ、東海濱の部落を指せり。近世に至り、猶廣く飯倉、三田、金杉の地を浸漸し、其境域膨張せり。其江戸開府の以前に、柴浦の村里と思はるるは、即今の本芝町にして、金杉と高輪との中間に居る。天正十八年日記に「芝つづき洲の鼻、葭蒲しげりたる處、刈拂ひ候へと、被仰付」とあるは、以て往時蒼茫の狀を想ふに足らん。

高樓近日却傷心、南浦烟光自古今、壞土應同王粲歎、悲秋欲効杜陵吟、魚龍捲海濤聲壯、歲月磨人客鬢深、聞說邦家復多事、浮雲落日獨登臨、　黃　石

芝といふ者の候夏座敷、　梅　翁

藪入や淺草かけて芝の海、　琴　風

新風土記云、世に文明年中太田道灌が作と傳ふる、平安紀行に、芝といふ所を過ぐるとて「つゆしげき道のしばふをふみちらし駒にまかする明ぼのゝ空」又廻國雜記に、芝の浦といへる所にいたりぬれば、鹽屋の烟うち靡きて、ものさびしきに、鹽はこぶ船どもを見て「やかぬよりもしほの名にぞたつ船に薪こりつむ芝の浦人」と見ゆ、此二書共に文明中の作なり、天文二十三年、小田原北條氏の船方法度書に、柴金曾木船持中と記し、永祿の

(柴)

頃の文書に、柴代官百姓中、或は柴船持中など載す、又船役のことに付て出せし、天正十五年文書に、蒔田御領分芝村船持中と載せたり、此蒔田は世田谷吉良氏の書にて、後に蒔田に改めし家なり、此餘永祿天正の頃のものに、芝柴等通し記せど、とかく古よりの唱なることは勿論なり、當所を芝と名付ること、其說區々なり、一說に昔此邊芝生にて、武藏野の末なりし故に、斯く云ふと、又南向茶話に、此海邊をすべて芝浦と云ふは、海岸近き所に、小枝を並置て海苔を取る木の枝を、俗に柴と云故に、惣名を芝浦といへりと、後說信ずるに足らず、此所にて海苔を取ることは近代の事なり、武藏野の末、芝生の地と云說穩ならん。

芝浦（シバウラ）　近年世に喧傳せらるゝ東京築港議は、墨田川の西派を築斷し、東派を以て其河口と定め、其河口にあたり、一大塘堤を突出せしめ、其堤內（西方）に一大死水を現出せしめ、以て港灣の處と爲すと云ふを大要とす。其港門は羽田沖にあたり、羽田の濱岸よりも突堤を起して前港を作り、更に其以內に內港を作る、內港やがて芝浦に當るべしと云ふ。

◆いの八◆

新橋（シンバシ）　又芝口（シバグチ）橋と云ふ、日本橋、京橋の大路を承けて、南方の街にあたる。橋下の水は汐留（シホドメ）川と稱し、東南濱（ハマ）離宮（築地濱に屬す）の方に至り海潮に導ひき、北は三十間堀に堀つゞけたり。

江戶名所圖會云、新橋は大通筋、出雲町と芝口一丁目の間にかゝる、正德元年辛卯、朝鮮人來聘に當り、此所に新に御門を造營ありて、芝口御門と唱へ、橋の名も芝口橋と改められしが、享保九年正月火災に燒失の後は、また舊の町家となされたり、此川筋の東木挽町七丁目と、芝口新町の間に架せしを、汐留橋と云ふ。

汐留川（シホドメ）　寛永圖に、新橋、汨橋（今はなし、新橋の西に並び、土橋の少東とす）ありて土橋なし、故に新橋川は外堀の水に通じ、溜池の水は、虎門と新橋の雨堰（アタラシ）（堰は即汐留の用を成す）に依りて之を排せらる。されば寛永後に至り、汨橋を廢し、其少西に汐留土橋を造り、以て外堀の水を堰きたるを知る、汐留川の名此に起る。然るに芝口新町（今の汐留町）にも、汐留橋の俗唱あれど正からず。何となれば是れ汐留川を三十間堀と相分ちし時、芝口町と木挽町との間に架したる者にて、汐留のために修造せられし土木にあらず。されば今日之を蓬萊（ホウライ）橋と改號して、汐留土橋と相別てるは、其理揭爲也。

芝口（シバグチ）　新橋に起り、南へ三丁目を數へ、次に源助町、（此なる小渠を、寛永圖にさくら橋と標す）露月町、柴井町、宇田川町、神明町、濱松町、四丁目を數ふ）以て金杉橋に至る。此一路は寛永圖已に町屋と標記したりと雖、其東なる汐留町、新錢座町、新網町等は堆洲いまだ成らざりければ、斥鹵の地、蘆荻叢生し、鵜雁の遊べる樣を畫けり。芝口通の西裏を日影（ヒカゲ）町、神明前と稱し、愛宕下一圓に武家邸たりし昔にも、此一街は商工の軒を連ねし所たりき。

(日影町)

芝口町は慶長の江戶町割の時に、日比谷村の人民を移せる所なるに因り、日比谷町とも稱し、三丁に區分せり。日比谷神社は芝口三丁目に在り、舊地は日比谷門內大塚山にて、鎭座の年月詳かならず、慶長十一年、神社氏子供に代地を當所に賜り、舊に仍り社號町名を日比谷と稱せり、寶永七年新橋に芝口門を建てられし時、町名を改む。○天正日記、十八年七月、御城より町人ども割附、市右衛門沙汰す、此升取權右衛門、ろけつ、云々。ろげつとは今の露月町の名主なるべきも、露月町の舊傳亡びて考ふべからず、京橋弓町の書上に、老月町は昔丸之內に在りし村名と載す、されど此記によれば、人名にして升取の例は、荏原郡大崎村の古文書に「米の斗手は、其郷の百姓頭に役定」などあれば、其人と爲りをも推すべし、又臘月にも作る。

新橋停車場（シンバシ）　汐留一丁目に在り、明治五年京濱間の鐵道成り、此に首驛を定む、爾來西行線の大停車場となれり。寛永圖に、此地を「わきさかあはち下やしき」と標し、芝浦に於ける舊邸にして、明治維新まで脇阪氏の宅たりき。脇坂の南隣を仙臺侯伊達氏の邸とす、今併せて場內に入る。（鐵道局も場內に在り）

今般我國鐵道の首線、工竣るを告ぐ、朕親開行し、其便利を欣ぶ、嗚呼汝百官、此盛業を百事維新の初に起し、此鴻利を萬民永享の後に惠んとす、其精勵勉力實に嘉尙すべし、朕我國の富盛を期し、百官萬民の爲めに之を祝す、朕更に此業を擴張し、此線をして全國に蔓布せしめんことを庶幾す、壬申九月十二日。

鐵道停車場に接し馬車會社あり、是は明治十五年より開業し、鐵軌を街路に布き、馬を馳せ車を通する者なり。其軌道は北方日本橋を經て本町に至り、二路に分れ、一は萬世橋、上野山下より、淺草廣小路に至り、一は淺草橋を經て、同所に至り、南方は品川驛中に達せり。近時更に電氣を利用して、馬に代るべしとぞ。

宇田川橋（ウタガハ）　芝口通の宇田川町の細溝に架す、愛宕下の諸巷の下水にして、新錢座町に於て海に放出せり、近年改修して暗渠と爲さる。砂子に「愛宕の麓の流は宇田川につゞく、櫻川と云ひ、昔は餘程の川なりしが、江府繁榮に從ひ、川をせばめて、大家の屋舖となれり」云々。櫻川とは櫻田郷の排水路にやありけん、寛永圖には櫻田川町の北なる源助町の横溝に、櫻川橋の名を載せたり、沿革のあることならん、今西久保に櫻川町の名を立つるも、是等溝渠の源頭なれば也。

寛永二十年色音論云、芝品川の堺なる、大佛茶屋の邊りなる、宿を立出て通り町、金杉橋を打渡り、左手を見れ

ば增上寺、やう／＼ゆけば神明の、鳥居い垣を打過きて、宇田川橋に差かかる。〇天正十八年日記に「宇多川源七出る、地割の事申付る」とあるを考ふるに、宇田川は源七の氏號にて、町名に轉し、櫻川をも宇田川と唱ふることゝなれるごとし、紫一本も同考按なり。

芝離宮（濱松町）

濱松町の東なる海濱に在りて、今此邊を濱崎町と稱す。此離宮は舊紀伊殿（德川氏）の別莊にして、草樹水石の布置、幽妙と稱せらる。離宮の北に芝浦鐵工場あり、南に瓦斯給火場あり。（濱松町は寛永圖に載せず、延寶圖には久右衛門町と云ひ、三丁目まで數へたり）

濱松町の東を網繩手と稱す、而も延寶圖以下には已に武家邸と爲り、空閑には非ず。元和中より寛文三年迄鑄錢所は此網繩手に在りしを、龜戸へ移されたりとぞ、新錢座の町名も之に因れるを知るべし。

芝離宮に隣り瓦斯局あり、明治七年、東京府の官營として設立せられ、十八年株式會社組織となり、事業隨ひて擴張し、北豐島郡南千住町に第二製造所を、深川區猿江町に第三製造所を增設し、現今三製造所瓦斯の容量は、一日平均百二十萬立方呎と云ふ。

芝神明社（飯倉神明宮）

飯倉神明とも稱す、芝大門通（濱松町一二丁目の間の橫條）の北、芝口通の西に在りて東面す。

江戸砂子云、飯倉神明宮神領十五石、寛永十一年御修造を加へ給ふ、當社舊地は今の增上寺の山際也、因て其地名を飯倉山と云ふ。○東海道圖會云、飯倉舊名日比谷、今芝神明と稱す、社傳に曰く、寛弘二年九月、御神幣并に大牙一品、此地に天降り、七歳の少女口走て曰く、我は是れ神風や伊勢の二柱の神なり、云々。

按に、飯倉舊名日比谷と云ふは誤まれり、日比谷は櫻田鄉の北偏なる斥鹵を指せるのみ、慶長中日比谷の村民を芝口へ移さるるも、亦此地にあらず。飯倉は今も西久保の西北に地名存し、昔は增上寺の山內をも籠めて赤羽川の北邊一帶を、飯倉と稱したるごとし、砂子に增上寺の丘陵を飯倉山と云ひ、神明も其山際に在りと云ふこと、地形に參考して、いかにも眞實なるべし。されば神地を轉して寺院を置き、舊祠をば其門外に移したる者とす。（三養一覽に、飯倉神明は下澁谷村伊勢原より移すと云ふ、固より信け難し）

東照宮實紀云、慶長五年九月、江戸を御首途の日、外櫻田の御門にいたらせられしころ、濃州岐阜より首級入し桶、品川まで到來せしよし注進あり、增上寺の門前にさし置べきよし命ぜられ、やがて御發駕あり、その頃芝神明の社はいと小祠にて、わづかの拜殿あり、それへ渡御なりてかの首ども御覽じ、御門出の吉兆なりとて御けしき斜ならず。（武德大成記、大業廣記）〇又按に、飯倉の神主は西東氏と稱す、天正十八年日記「六月廿八日、神明の神主さとう見まい、江戸の事今日きまゐなり、七月廿七日、さとう主膳、はじめて出る　とあるさとうは、聞きひがめに出づる如し。

三緣山志云、飯倉天滿宮は天神谷に在り、慶長中、增上寺轉地草創の時、中興國師此宮を以て當山の鎭守と崇め、今に安國殿（東照宮）の鳥居門の外に在り。

愛宕下

芝公園（增上寺山內）の北なる諸巷の總名にして、外堀に至る間とす。近年日比谷より新幸橋を經て、愛宕下及び山內、三田を縦貫する一大路を開かる、山內通と稱ふべき如し、即此通街の西方に、愛宕山の丘陵、南北に馳するを見るべし。

愛宕下は革新の頃まで、一圓に大名屋敷なりき、故に大名小路の目あり、今愛宕下町、愛宕町、田村町（三春田村氏の邸に因む）佐久間町、（寛永圖、今の愛宕下一丁目の邊に佐久間日向守の邸を記す、之に由りて佐久間小路の名の起れる也）烏森等の諸巷名を立つ。新橋より西、堀にそひて、町屋なりしことは、寛永圖に既に善右衛門町、（今の櫻田町本鄉町新幸町など）葺手町の名あれど、此町屋は爾後上地と爲りて、武家邸に供せられしこともあり、沿革しばしばなりしと云ふ。

烏森

稻荷社の名なるが、今町の名にも呼ぶ、芝口二丁目の西にして、大名小路の東なる武家邸の間に介在しき。寛永圖に烏森の神地なし、池田出雲殿の邸內にあたる。

江戸名所圖會云、烏森稻荷は幸橋より二丁計南の方に在り、往古よりの鎭座といへども、年歷來由共に詳ならず、當社の神寶に古き鰐口一口を納む、表に「元曆元甲辰年正月、下河邊庄司行平建立」と彫付てあり、又足利成氏願書一通當社に藏す、享德四年正月五日の物なり。

天正十八年日記に「からすもりいなり神主、ふろき書もの持參、直に上る」と載す、府下の一古祠なり、神主は山田氏と稱したり、天曆の金口は疑ふべし。

愛宕山

芝公園の北に連續せる丘陵にして、南北にわたり、凡三百間、標高二十六米突。山下、東面を愛宕町一丁目と云ひ、西面を西久保巴町と云ふ、山上に愛宕神祠、并びに瓦塔あり。

宕山高侍勝軍營、晴日登臨積水東、江樹千重連闕下、海雲一半傍城中、祇憐精衛仍含木、詎識鵾鵬忽擊風、蕭殺魚鱗都會地、治生無術似朱公、　南郭

愛宕山は近年公園に供せらる、面積四千八百坪、祭神を火結神と改め、舊本尊を圓福寺へ移し、神佛別立す。大塔は明治二十二年造立、五層八稜の煉瓦塔にして、高さ十七、都人の登高望遠の賞觀に供へんが爲めに之を建てたり。〇江戸名所圖會云、愛宕山の權現は山城國より勸請す、本地佛は勝軍地藏尊なり「京洛移遷座武州、樂境構閣陟山丘、誰知幣帛神封物、却作沙門活命謀」と羅山の詩あり、證すべきなり、慶長八年のこととす、百石の社領あり、當山は懸岸壁立して空を凌き、六十八級の石階

は疊々として雲を挿むが如く鬱然たり、山頂は松柏欝茂し、見落せば三條九陌の萬戸千門は、甍をつらねて所せく、海水は渺焉とひらけて、千里の風光を貯へ、尤も美景地なり、別當圓福教寺は石階の下に在り。○江戸砂子云、愛宕山の草剏は、台願に依て也、慶長八年癸卯の夏、大將軍より修法僧神證春音に仰せありて、營搆せしめらる、去る庚子關原の役に、勝軍法を修せしは、櫻田村民内藤六郎が山なりければ、即そこに地を鏟り基を開き、九月竣工、山下に六院を置き、遍照院を春音が住坊とす、慶長十五年、本社、幣殿、拜殿、閣門等建立、元和三年、王子村百石の田を賜ふ、いくばくもなく下妻圓福寺の俊賢を擧げて別當に補せられ、寺號をも移す。

　吹くからに夏のあつさのひも防く愛宕の山の宮のすずかぜ、　あら高き愛宕は江戸のいろは組ちりぬる火をも防く御社、

慶長見聞集云、十年以前の事かとよ、櫻田山へ愛宕飛給ふと風聞する、是は希代不思儀哉と、われも人も此山へのぼりて見れば、草村の中にただ幣帛ばかりを立置たり、其後草のかり屋を結び、御幣を納め、愛宕をしゆご申せしが、今見ればしやうごん殊勝におはします。○元和丙辰紀行云、いづれの時にか、京なる愛宕神を遠江國なるこ坂に勸請し、それより駿河國うつのやに移し、又武藏國にうつして侍りし、是は勝軍地藏の法おこなはるとて、殊に武士の崇敬する故に、始はわづかなるほこらなりしを、漸くつくりひろげて、今は大厦になりぬ。○愛宕下の圓福、眞福の二寺は、近世江戸眞言新義派の觸頭にて、東都四寺の中なりき。

青松寺(セイショウジ)　愛宕山の南を占めて東面し、三緣山内に隣接す、曹洞宗の巨刹なり。初め貝塚に在り、此に移されしは慶長中なるべし、草創緣起詳ならず。開府の後は、江戸洞家三寺の一に數へられたり。或曰、應永中、越生龍穩寺雪樹俊徳和尚の創始と。

　萬年山上倚青松、盤結高分坐似龍、知是抱珠眠更穩、
　彩雲飛送下堂鐘、　　南　郭

武江年表に、寛永十八年、青松寺貝塚より移さると云ふは誤れり、寛永十四年比の古圖、已に今地にせい正寺と標するは、即此寺也。○望海毎談云、今麻布龍土(リュウド)の地の神明の社は、古へは愛宕下に有り、其所今は青松寺の辨才天の堂有りて、是を龍土の辨天と呼ぶを以て見れば、昔は愛宕下龍土といへるならん。

慈惠病院は明治十五年の創立にして、初め有志共立病院と稱す、同二十年四月、皇后陛下の慈旨を奉戴し、貧窮疾病、醫藥を得るの力なき者に施療する所と爲し、皇室賜金、並に慈善有志者の寄贈醵金を以て維持す、愛宕下町に屬し、青松寺に相對す。

西久保(ニシクボ)

　愛宕山の西、及び北を總稱し、虎門の南にあたる。寛永圖にも「くぼ町」とて、民戸の在る所を標せるは、今の琴平町、今入町の邊とす、其西南は巴町まで、一圓に武家の邸第なりき。久保町(クボチヤウ)の名は、元祿の温清軒府内略圖にも、虎之門の外なる總號とすれど、其後は全く亡ぶ。

(久保町)

享保中の江府名勝志に、府内の大綱三十二を擧げ、其一を西窪とし、愛宕山の西、かわらけ町、赤羽、新堀端まてを記すといへり、かわらけとは飯倉町の邊の一名とす。○寛永二十年色音論云、時も移れば四ッ谷とや、月の隈なく差出て、今宵を照らす赤坂の、御影をうつす溜池に、麻布の森の木末より、おろす嵐に立波は、西の久保にや宿るらん、北にあたりて隱れ家の、霞が關と聞くからに、心を留めなかむれば、櫻田さくや山の手に、出入御門の建ちけるを、霞の門と名づけたり。

琴平神社(コトヒラ)　今其所在をも改め琴平町と云ふ、虎門の南二町許にあれば、俗に虎門金毘羅と云ふ。(金毘羅權現のことは讃岐國同社の條に參考すべし、古人は宮比羅(クビラ)神と云ひ、奇驗ある淫祀なりしこと、大鏡にも見えたり)俗說、此なるは京極家(讃州丸龜藩)の分祠にて、本鄕水道橋の松平家(讃州丸龜藩)の分祠と共に、讃州の本社より、故ありて勸請せりと云ふ、各家傳に詳なるべきも、世に聞こえず。近時此なる金毘羅、俄に參詣者加はり、府内名祀の一に列せらるる勢となれり、人心の移動たゞたゞ不測にこそ。

櫻川(サクラ)　今町の名に呼び、琴平の南、愛宕山に至る間を、西久保櫻川町とす。武家邸の頃には、三齋小路、藪小路と云ひ、細川氏、南部氏、加藤氏等此に在り。櫻川とは本來溝洫の名にして、櫻田村の昔よりありしならん、宇田川橋の條を參考すべし。

府内備考云、按に江戸砂子に、赤坂川は鮫ヶ橋の方より來りて、流末櫻川に落ると書し、赤坂川は今の赤坂御堀端の大下水、その名殘なるべし、此下水今も榎坂邊より、石の埋樋にて、潮見坂脇を通じ、愛宕下藪小路、加藤越中守屋舖邊に至れり、昔は是よりたゝちに田邨小路を南へ流れて、源助橋下の入江につゝきしならむ、然るに中比より田村小路の方への流れは絶えて、愛宕山下を南流し、増上寺の北境に沿ひて、その末宇田川に合する故、江戸砂子等には、愛宕青松寺前より増上寺脇を流るゝ下水を以て、櫻川の蹟とすれど、恐くは誤なるべし。

天德寺(テントク)　愛宕山の西麓なる大精舍にして、今巴町に屬す、近年寺内大半、民宅を置く。

江戸砂子云、天德寺は西窪に在り、淨土宗、光明山和合院と號す、天文二年草創、開山三蓮社稱念、初め天知庵と號す、中興十二世晃譽上人は、智德すぐれしかば、大名高家崇敬ありて寺中榮え、寺領五十石。今按、天知庵とは此寺江戸城西丸に在りし時の稱ならん。

　賃居西窪、地甚陋、　　南　郭

民居因濶道、挟地鬱空間、危樹繋東岸、頽沙屋後山、無家容病膝、何處破愁顔、曲折鹽車坂、時同病馬還、

城山

今西久保城山町、神谷町の高地を云ふ、西窪八幡社の北方とす、其由緒不明。○江戸砂子云、西窪城山を熊谷直實が城跡とつたふ、神谷町にある石碑を熊谷橋と云へば、熊谷何某の館舍なりしか。○東海道名所圖會云、西の窪仙石殿屋敷の地を、太田道灌の城址とす、今は番神山と云ふ。（此なる道灌塚、番神山の說、紫一木に出づ）

大養寺

西久保神谷町にありて、八幡祠に隣る、淨土宗西谷山濤向院と云ひ、慶長中儀譽上人創始の官寺にて、寺領五十石なりき。本願は慶長十六年、二代將軍の乳母業（廟號觀祟院）の菩提のためなりければ、大養といへり。〔江戸砂子、鳩巢小說〕武江年表云、元和五年、西久保八幡宮に時の鐘を始む、後延寶中之を芝切通へ移す。

元寛日記云、元和二年正月六日、秀忠公御裝束、白書院御上段御着座、先増上寺御禮、御右之方、御下壇着座、次傳通院、大光院兩人、一人宛御禮、誓願寺、大養寺、増上寺役者二人、右進物持參、一同御禮。

芝公園

舊三緣山増上寺の境内にして、謂ゆる山内なり、愛宕下の南方にして、赤羽川（金杉川）に至り、方八町許。近年其中央南北を貫きて大路を開き、日比谷より愛宕下を經、此に至り三田、高輪に通ぜしむ。此大路の西に増上寺、並びに德川氏靈廟、東照宮、丸山五重塔、蓮池、金地院等あり。大路の東は舊寺家にして、近年士民雜居し、山内の舊觀を失ふ。今時宮内省所屬公園、面積十六萬八千餘坪とて、德川家の墓域、及び諸官有地を合算すれば、二十萬坪に餘れり。故人が「増上寺靈塲、國家所崇奉、莊嚴焜燿、妙相異瞻、香火之盛、現在極樂地也」と云へる者是なり。

増上寺

芝公園の中央にあたりて東面し、大門巷は濱松町（芝口通）に臨めり、其巷内左右に、子院學寮、數十區鱗次す。（是等の寺家町は區分して名つくるに、各谷を以てせり、東照宮前を天神谷といふごとし）山門を三妙樓と名つけ、大殿、鐘樓、經藏、祖堂、方丈等一區に居る、即増上寺の中堂なり。護國殿は大殿の後に在りて、俗に黑本尊堂と稱す。増上寺は明治維新の初めにあたり收公せられて、大教院に供用せられ、方丈も共に收めらる、其際明治六年十二月、大殿燒けたり、されば大殿方丈等、其後に再興す、行誡上人の力也、三妙樓は寛永甲子の修造にや、明暦延寶の火をも免れし者也）舊誌に「緣山之大刹、園陵殿堂、茂林幽谷、鬱乎羅列乎其中、則其玄壯麗、非其技之所能盡也」と云ひ、德川家修造の紺碧なりしが、變革の後頗る舊態を失ふも、今に台德、文昭、有章等の廟觀存し、殿閣參差、金碧煌耀の餘影を留む。

三緣佛閣　　白石

初地空十閣、諸天梵帝宮、經臺麟貝集、香社結蓮花、羅堺慈雲峻、鷄園寶樹斜、遠公如許飲、肯渡虎谿賒、

登緣山三門　　眘山

巍々蕭寺在芝濱、登望丹梯出世塵、海上蜃樓連畫棟、瀛閣僧院北星陣、繡雲朝擁寢陵樹、聖庫高懸趺草茵、蓮社三千齊結夏、六時修定坐禪神、

増上寺はもと貝塚村（今の糀町の邊）に在り、淨土宗鎭西派白旗流の一末院のみ、然るに第八世源譽の時、德川公の江戸城へ入るや、途貝塚を過ぎしかば寺に入り、後遂に源譽に歸依して、師檀の盟を爲す。蓋參州松平氏は本淨宗の旦那なりければ、舊因の在るありし也、かくて慶長以来規格追に加はり、東國白旗十八檀林の員定まるに及び（慶長二年とつたふ）其首座に列し、尋いて諸宗の法度、錄所の約束立つに至りては、増上寺は參遠飛信以東十七國の惣錄と爲り、京都四本山と相對比す。元祿七年、幕府寵命を下し、貫主を大僧正に補す。是より増上寺の位置愈高まり、直に華頂の惣本山知恩院に逼り、淨家の綱職たり。されば山志に「當山の貫主は氏種を問はず選擧に因る、而も名實共に具足し、眞俗悉く委任す、唯鎭西白旗一派の法務にあらず、一宗の異流支派の外まで、綱撿の盛職たり」と述べ、時宗遊行寺、一向宗本願寺以下の諸派をも統率せんと擬したり。文化中、本願寺が新宗にてありながら、眞宗の文字を用ゐしは僭越なりとて、爭論に及びしことありしも、亦當時の勢なりき。

○増上寺の貝塚にありしは疑を容れず、而も其轉徙して今地に來れる年代に不審あり、或は一時比々谷に居りしとも說く。（比々谷村民を芝口へ移されし頃、此寺も貝塚より芝浦の新比々谷の邊に移されしとの義にや）又大業廣記に、増上寺は德川氏の祖先有親が遊歷の比に、栖寓したる故蹟なりと云ふ、是れ極めて浮きたる附會にして、固より信ずるに足らず。近世寺中の塔頭、諸蓮社以下、凡五十餘院、給田合一萬五百石と稱したり。

慶長圖考云、安國殿御系圖に、文祿二年のころ、増上寺は霞が關より金杉の地へうつし給ふと、又天正年中今の地にうつされしとも云へり、鐵齋塵埃抄には、此寺初めに芝へうつる、慶長三年なり云々、移轉の年代さだかならず。○落穂集追加云、權現樣御入國は、天正十八年八月上旬、増上寺、傳通院と申て二ヶ寺有之、其内傳通院は古跡に候得共、其所から一向の在所に候、増上寺は前は海、後は山を抱へ、殊外景地にも有之、其上城へも程近く有之、扨又御祈禱所の儀は、淺草寺觀音堂より外に、宜敷天台宗の寺と申は無之由御聞に達し、然らばと有之、増上寺方丈と、淺草寺觀音院を、小田原の御陣所へ被召、御目見被仰付、東照公實紀云、天正十八年八

月、江戸御入部の時、増上寺稱名院とて、今の龍の口の邊にありけるが、住持存應和尚も衆人と同く、寺門に出て物見居たり、君御覽じ、近臣してかの僧は何といふと御尋なり、貧道は源譽存應と申候よし申す、それは感應(參州大樹寺の住持)の弟子の存應にてあるかと宣へば、さん候と申す、因て御馬を下り、寺にいらせ給ひ、御茶など聞しめし、明日又參らんと宣ひて、明朝渡御あり、さて師檀の御契約はこの時に定まり、のちに寺を今の芝浦に引移され、慶長十年はじめて堂塔造建ありて、一宗の本山として、代々の大道場となされしなり。〔啓運錄、事跡合考〕又云、慶長に及び、増上寺住持存應へ、普光觀智國師の號をば勅許あり、國師號はむかしより禪宗にかぎりし事なるに、淨土宗にたまはる事、此時をはじめとす、殊更御執奏あるによるものとぞ聞えける。

武藏國豐島郡増上寺、爲勅願所、須開眞宗玄門、奉祈寶祚無疆丹棘者、綸命如此、仍執達如件、

慶長十三年十一月十一日　左少辨

増上寺源譽上人御坊

勅、法無取捨、用貴臨機、時有循環、心存應物、明珠不避濁水、大聖導守一隅、慈昌和尚、淨社英雄、教門碩匠、智辨瀾起、如收萬水之朝、才德卓明、似受衆星之拱、引攝十惡之妄性、濟度三界之迷蒙、親對龍顏輔座、奉安心之秘要、益重吾宗布裙、擧達者之美譽、肆加褒章、新染宸翰、特賜普光觀智國師之號、

慶長十五年七月十九日

三緣山志云、我淨家の伽藍、四ヶ八ヶの本山、各表示ありて、外國の風姿によらず、今且く當山の如き、高樓雲に聳え、丹青相煥たるものは、東照宮淨家を顯揚し、蓮門を扶起し、觀智、不殘の二師に地を檢點せしめ、圓山(マルヤマ)の陰に堂を建て、門戶院宇の制を譚台の他宗に取らしめばやとせられし時、上足廓山ひとり議して曰、凡法林禪刹、八宗九宗の蘭若は、此土の得道を本として、龍會の曉天をまつ、娑婆を寂光の淨土に即して、自身を本有の如來と觀ず、然ば除暗遍照の爲に開く所にして、出離厭欣の宗風と遙にことなり、故に境地の秀雅を愛重し、山林の勝景に想をあつむ、般舟白蓮の遺珍、豈是と等くせんや、かまへて他評先蹤に本意を失ふべからず、遠近の老少、歩を金容にはこびて、現當をいのらしめん爲には、門を入る事遠からずして靈尊を安置すべし、云々、されば當山の伽藍は、西夏によらず他宗にもとづかずして、獨自に武城に卓犖す、當山開建のゝち、諸國に寺院建立あるは、みな範を當山にとれり。又云、山内の子院は塔頭なり、學席入番の衆數に加はり、靈屋(レイヤ)の勤仕を本務とし、諸侯の宿坊をかね、いづれも配領を賜り、資什をわかちて小檀那もあり、互に開祖の法流を繼續し、其列座は戒臘による、・臘は護國殿の守護職をかね、餘院の任務を司命す、中興創弘の時は十三院たり、其後寛永九年、台德院殿登遐ましく〳〵ける時、花洛より鷲明師下向し、つゐに住山す、今は三十院、みな伽陀佛讚の清曲を調練し、各院稽古の究妙を法務の正役とせり。

在江城、再値九日、　華頂王

籬落菊花寒有香、客中時序又重陽、平原渺々一千里、何處登高望帝鄕、(知恩院法親王、天保中、寓増上寺)

台德院(タイトク)　二代將軍秀忠の廟は、増上寺の南、丸山東照宮の西に在り。寛永年間の築造にして、前門を朱門と云ふ、塗るに丹朱を以てす、二門には宸筆台德院の大額あり、故に勅額門と云ふ、三門は唐門と云ふ、即閤門なり。門内は即昭堂にして、拜殿、相殿(アヒデン)、本殿の三棟相接比し、座を設けて靈牌を龕中に安置す。葬廟は殿を離れ、南方の林間に在るを以て、丸山の西にあたれり。堂は八角形、鏤刻髹漆の精巧を極む、堂中に寶龕あり、(蒔繪木造)堂前には小殿あり。又葬廟の傍に五層の大塔あり、俗に丸山の塔と云ひ、遠所より仰望すべし、承應中建立の後、文化に及び雷火に擊たれ、再修すとぞ。

按に、台德廟、寛永九年に成りしは、昭堂の相殿、拜殿等にして、大工木原、鈴木の二人之に從事したるが、請負人伏屋石屋の二人も命を受けたること、御實紀、國師日記、明良洪範等に見ゆ。當時寺中に崇源院(寛永三年薨す、淺井氏、即台德公の夫人)の廟ありしが、駿河殿(忠長卿)の建築に係り、太莊嚴なりければ、幕府更に台德院の增修を爲し、十二年に至り落成す。大工は甲良豐後宗廣、彫刻は吉岡豐前重次、蒔繪は粟本幸阿彌長重なりしと云ふ。(東京名所圖會に、大槻氏の考證あり)○崇源院の廟、今増上寺の北なる諸廟域中に在りて、其昭堂なし、何の世にや撤去せしめられしならん。台德廟の西北(黑本尊の後)にも清揚院(甲府殿綱重、六代の生父なり)の昭堂ありて、近年まで存在せしを、今は毀ちてなし。此邊の岡上に石佛あるにより、觀音山、地藏山の名あり、又地藏山の北なる岡邊に僧俗の諸卵塔所あり、淸州城主德川忠吉(性高院)の塔も此に在り。

護國殿、黑本尊は參州桑子明眼寺の古佛なりとて、其驗記は諸書に見えたり、されど此に安置して造營したるは、享保十四年の事とす、其由來怪誕多し疑ふべし。

芝德川家諸墓廟(シバトクガハケ)　増上寺には台德院の外、崇源夫人並びに六代、七代以下の將軍、及び夫人子女等の墓あり、寺の北方なる一區、一萬五千坪許の地を占む。昭堂は今六代文昭院、七代有章院の二宮殿を大なりとし、崇源院、桂昌院、天英院の三廟其間に在り。九代惇信公は有章に附祀し、十二代愼德公、十四代昭德公、並び十四代夫人靜寬院内親王は文昭に附祀せらるといふ。其他夫人妻妾子女の墓は、此城内及び城外所々に散在す。○或は曰ふ、文昭公の昭堂、墓塔等の制は、台德廟に視れば、頗規制を減少すと雖も、鏤刻金碧の結搆は、伯仲の間に在

り、有章廟は稍遜色多しと。

文昭公廟と增上寺との間に、淨德院あり、五代將軍の子德松君の廟とす。〇正德中、六代造廟の以前には、其地は貫主方丈の在りし所とす、享保以後は其東方へ方丈へ轉したり。

丸山

增上寺の南境、東照宮の背なる高丘より、蓮池に至るまでの總名にして、舊台德廟の廟域に屬したるを以て、林莽荒蕪、人の出入を禁したり。近年柵壘を去り、道路を通し、園林の雅致を加へ、丸山とは此岡陵の東偏（台德廟と東照宮の間）に、瓢形前圓後方の一大古墳あるに由りしこと明なり。此古墳並びに台德廟邊に散在する丸冢（几十）の存在につきて、論者の所說多けれど此に省く。

丸山は舊名飯倉山と云ひ、（飯倉とは此山丘の形狀、飯の置座に似たれば其名起れるならん）北は西向觀音山（黑本尊堂の後）より、愛宕山に連なれる一脈の岡陵とす。飯倉神明社はもと此に在りしを、慶長年中、地を增上寺に讓りて、寺門の前に轉せりと。又此なる東照宮は、元和二年、德川公の薨去にあたり、寺僧の私に建置せる者に係り、廟號も安國院殿と云ひ、法諡を德蓮社崇譽道和大居士と稱す、後改修を加へ今の宮觀をなす。〇蓮池は古名をササが池と云ひ、ササは即草名にて、山百合とぞ。三緣山志云サヨが池又リイが池と呼び、或は百合が淵と云ふ、昔は飯倉村の農民、種もみを浸したる池にて、稻荷神を其中なる島に祭れり。

丸山伊能忠敬先生銅柱記、先生名忠敬、字子齊、號東河、下總佐原人、精星曆測地術、寬政文政間、奉幕府命、測量五畿七道、及蝦夷諸島地形、製圖四幅、冒風濤、閱十八歲、全國圖成進呈、幕府賞之、事具佐藤一齋所撰墓誌、王政維新、搜求圖籍、兩地圖爲最要、乃命先生曾孫源六、獻其所製全圖實測圖、實測錄、江戶實測錄等數部、東京地學協會具申其功、特旨贈正四位、於是會員協議、欲建銅柱表之、宮內省賜若干金、海內同志亦捐貲相助、明治廿二年四月十三日、鑄造竣功、建之東京芝公園之圓山、以藏先生所用測量器械於其中、噫自先生歿、今閱六十年、外交漸盛、修兵備、獎商業、航海來往、多賴其書、嗚呼偉哉。

金地院

芝山內の西偏にして、西久保飯倉に近し、愛宕下より飯倉に通する坂路ありて切通と稱す。此僧舍の南境は高崖の上に居り、眺望も勝れたりければ、近年地を割きて別に樓閣を置かれ、四時遊宴の場に供せらる、即紅葉館といふ是れなり。

金地院に遊びて、霜夜聞鐘といふことを、

おきそはる瓦の松の夜のしもをふけゆく鐘の聲にしるかな、　千蔭

江戶砂子云、金地院は芝切通に在り、勝林山と號す、禪宗にて五山派僧錄所とす、寺領七百石、元來京都南禪寺金地院の宿坊にて、其もとは御城內にありしと云ふ。〇崇傳長老は初め京都南禪寺金地院に住せり、將軍家康公、其道名を聞き、慶長十三年召て駿府に接見し、禪門の法要、其他所聞の旨皆台意に稱ひ、禮を加て顧問に充てらる、依て國政を與り聞き、禁中、公家、宮門跡、武家、寺社等の法度諸條目、其外朝鮮を初め異國の返翰、伴天連追放等の文案を討論製作し、且異國人來朝の節は必ず出て應接あり、元和元年僧錄職に補せられて、院領千九百石の直判を受領す、元和二年家康公薨去するに及び、駿府の金地院を城內の楓山に引移され、寬永三年圓照本光國師の號を賜ふ、寬永十五年示寂、依て國師の上足最岳長老を召し、當院領の內改て五百石の朱印を降し、楓山の金地院を今の地に引移され、元祿七年二百石の朱印を加增せらる、本光國師、慶長十三年より寬永十年迄二十六年間、參政勤勞の事蹟、當院創立の緣由等は、日記四十七卷中に顯然たり、異國日記七卷、條目案文四卷、共に國師の遺書なり。

芝給水池

金地院の北にして、榮町に屬す、近年新營の鐵管水道の分給池とす、本郷臺のものと並稱せらる。幕政時代、府中の給水乏しかりければ、泉井の堀鑿を命令して、防火の用に備へたり。明曆元年三月令書「町中火之用心、井戶之儀、一町之內兩側に八つ、振り違ひ並みよく可堀候、橫町には兩側に二つ可堀候、片町一丁には四つ可堀候」云々と、觸書集成に見えたり、以て往時の事態を想ふべし。

木田鄉

和名抄、荏原郡木田鄉、訓木多。高山寺本、訓支多。〇今詳ならず、然れとも北の義あれば、原書木田の上に御田あるに因りて、御田の北鄉なりと解くべき歟。御田は今も府郊なる目黑に遺名をつたへ、其北なる高輪、白金より三田にわたりて木田鄉の域內に擬すべし。此に今も三田の名あるは、北三田の解に恰當するにあらずや。

按ふに、和名抄、荏原郡櫻田、木田の二鄉は、近世の麻布領にあたる、而も近世の郡界は、白金、高輪、三田、赤羽等を荏原郡內麻布領とし、飯倉、金杉、本芝等をば豐島郡內麻布領と定めたり。地形と古事を合考して之を論ずれば、麻布領は當然悉皆荏原郡內とす。中世江戶城興り、櫻田鄉內の諸村は直にその城下に屬りて、地相適りしを以て、何となく豐島郡に入りしにや。天正十八年四月の、貝塚增上寺制札に、豐島郡と併書せらる、此貝塚も櫻田鄉內と疑はるる者なり。又慶長三年の增上寺は、已に芝浦に移りしも、此年の制札尙旨又豐島郡と載す。芝浦は地形上、明白に麻布領なるに、之をしも豐島郡と稱すは、當時の習俗、江戶城下の街巷は、隔坊までも及ぼして、豐島郡と呼べるに因る。かくて當時の府內

は、昔豐島郡へ入りければ、從前の麻布領の村落は、二分して豐島と荏原に入ることともなれり、是等郡界の決定は寛文の比にやあらん。

金杉川(カナスギ)（赤羽川）

澁谷川の末にして、西方下澁谷より來り、白金臺と麻布臺の間を流れ、北に折れ三田臺、綱坂、小山の西を流れ、更に東に折れ、飯倉三田の間を流るる事約十八町にして海灣に放つ、源より測らば凡三里、玉川上水の餘派を承くるを以て四時水涸れず。金杉川は其海濱に於て、芝口の大路と交叉し、金杉橋を架す、其西山內(サンナイ)より日比谷へ向ふ新街には、芝園橋を架す、芝園橋の西に赤羽橋を架す、此邊には赤羽(アカバネ)川とも呼ばる。或は新堀川とも云ふは、往昔（寛文以前）綱坂の下を流れて、田町の邊に芝浦に入れる別流を停め、赤羽の方へのみ浚渫したればとぞ、近世には此川筋を以て、荏原豐島の郡界と定めたり。○府內備考云、赤羽川は新堀川とも唱へらる、又流末金杉の邊に至りては金杉川とも呼べり、即澁谷川の下流にて、麻布十番の邊より東流し、金杉を歷て海に落つる、古は川幅も狹かりしに、寛文七年、延寶三年等浚の時廣められしといふ、按に、此川を新川と稱するものは、後川幅を廣められしよりの名なりとすれど、恐くは左にはあらじ、正保國圖をみるに、澁谷川の下流は下豐澤村の南を流れ、それよりやゝ阿佐布町の方へ折れ、又東流となり、その末高輪町と芝町との間を歷て海に達し、今の赤羽川は麻布の邊より、その枝流に分れしさまに圖したり、されば寛文年中、赤羽川を堀廣められて、高輪の川は埋められしかば、新川の名は起りしにあらずや。○新風土記云、澁谷川、古は三田村の邊にて二派となり、一は猶郡界を流れて本芝町に至り、今里俗に入間川と唱る江に通し、芝橋の東にて海に入る、此流正保改定の國圖に載す、寛文年中の江戶圖及び其後のものには見えず、今本芝町に入間川と唱るもの、松平薩摩守屋敷の攝下水の堀に續き、僅に川路二三町程を經て直に海に入れり、其餘は川跡の傳へも失す、一は三田村の界を過て、今の如く芝赤羽根、芝金杉等を經て海に入る、水源より川路凡三里、幅不同にして、廣き所にて二十間餘にも及べり、古は總て細流なりしが、延寶三年の頃、芝金杉より今の麻布十番の邊まで堀廣げられ、通船の用をなせしが元祿十一年、白金御殿御造營のとき、又上流をも堀開かれ、今の麻布四の橋の邊迄汐入となれり。

赤羽(アカバネ)

今町名にも唱ふ、即赤羽橋の南なる、舊久留米藩第（有馬）を赤羽町とす。明治維新の初め、此に海軍造兵廠を置かれ、今にしかり、小石川の陸軍造兵廠と并び稱せらる。（此造兵は初め工部製作所ともいへり）

丹鳳城南赤羽濱、郊天晴近五雲新、芝山樹擁銀臺色、
麻谷流浸碧海春、客裡携家羞白髮、人間卜地避紅塵、
少年車馬休相訝、沐猴聊裁頭上巾、　南　郭

三田(ミタ)

今金杉川以南、白金、高輪に至る間の總稱とす。近世其東偏を金杉、本芝とし、南方を臺町とす。近世は三田、金杉の間に島津氏の邸館あり、維新の後拓きて街巷と爲し、四國町と云ふ。（四國とは此邊に薩侯、筑後有馬殿、及び阿州、豫州てふ四國主の邸ありければ、俚俗四國町と云へるも久し）

三田は、和名抄、荏原郡御田の北郷の本つく所にして、而も後世にも失ふ所なかりしならん。永祿の北條役帳には、江戶三田と云ひ、江戶の一村なり「四貫八百文、三田坂間分、島津彌七郎」「太田新六郎知行內、二貫七百文、三田內簑輪寺屋分」「五貫文、三田內壽樂寺分」「十貫四百文、三田內齋福寺分、中村平次右衛門」「本住寺領、十八貫文、三田惣領分、春松院殿樣御判形有之」など數多に分割せられ居るが、其分知寺號等の謂はれ詳ならず、猶考ふべし。

北條豐前入道則園主、箕田といふ處に、山莊めくしつらひ、心やさしうしなして、百首の歌すゝめられしに、

峰新樹といふことをよみ侍りける、
まちわびし花になぐさむ山にまたかゝるあを葉のみねのしらくも「慕景集」　道　灌

金杉(カナスギ)（金曾木）

今三田の東なる海濱を金杉と云ひ、芝口通を承けて、四丁目まで數ふ。驛路は更に西南に折れ、本芝町、芝田町を經、高輪に至る、標高三米突乃至二米突半。金杉は古書に金曾木(カナソギ)に作り、芝浦の一漁村なり、近世は其濱岸に松平肥後守（會津侯）の別邸ありき。

新風土記云、金杉は鶴岡八幡社、延文二年管領基氏の下文に「八幡宮社家領、武藏國金曾木彥三郎、市谷孫四郎等跡之事、止江戶淡路守押領事」と見ゆ、此金曾木彥三郎は當所の在名を名乘しならん、又今本芝町名主源五郎所藏、天文二十三年七月、小田原北條氏船方法度に、柴金曾木船持中と書す。○新篇相摸風土記に、正和元年、鶴岡文書、武州金曾木彥三郎重定所領を寄進のこと見ゆと載す。凡府內には金杉と稱する地三所あり、小石川牛天神の邊と、下谷金杉町、並びに芝金杉是なり。されど小石川、下谷には八幡宮なし、金曾木とは必然此なること想ふべし。新風土記又云、金杉村は、往古より漁人等月毎に四度づゝ獵魚を奉り、又此邊御遊獵のときは、番船二艘を出し、且御城米入津のとき、引船役を勤め、年々漁船役永錢を奉れり、依て網干場を賜ひ、漁船百三十艘ありしと云ふも、後年々に船人も減し、年貢及び獵魚を奉る力なければとて、今は家持の町人等より貢す。

本芝町(ホンシバ)

今四丁目まで數へ、金杉町につゞけり、（文政元年府內外分堺圖には、芝町と云ひ、芝町と上高輪との間に、金杉川の分派を流し、又海岸には「汐干潟百二十間、遠淺四百間」と標注す、蓋是れ正保圖元祿圖に據りて寫書したる者也）古簡に金杉芝浦と呼べるは專此地にして、開府

以後芝口の名起りて、飯倉の方まで皆芝の總名に攝せられ、本芝の名を以て彼に別つ。○府內備考云、高輪の邊、町と成りしは古へよりの事にて、正保の郷帳にも上高輪町、下高輪町とみゆ、元祿改の郷帳にもしか記したり、今は上高輪町を譌名して芝田町と稱し、車町、二本榎、伊皿子もおしなべて芝と唱へ、下高輪町のみ舊名に從へり。

一船賣儀、愈以可爲曲事、
一家屋敷賣候儀、可爲曲事、
一船方致闕落、何方に搘候共、又者下總筋へ罷越候共、此印判爲先、可召還事、
一船方、公方公事、就致之、郡代地頭代人、諸役以下、少も不可申付事、
右船持中、堅改之、公方公事少も無退轉、可致之、若背此四ヶ條、兎角申者、就有之者、急度可申上、則可被加御成敗者也、仍如件、
天文廿三甲寅年七月十二日（北條家虎朱印）
柴金曾木 船持中

校註天正十八年日記云一さいしん寺、江戸のふるてう所持のよし、さう〳〵さし出候樣、申附る」さいしんは西信にて、本芝の西信寺歟（西信寺今詳ならず）○新風土記云、柴町、古來當所に七人の漁夫ありて、月每に四度つゝ魚を奉れり、是を御菜肴と唱ふ、他の浦々にて魚猟心の儘になすことを免され、記號の船印雛札を添て遇へり、然とも年を追て漁人は減し、商家は增ければ、町人等漁夫に代て、御菜肴を奉り、濱邊の網干場も町地となる。

慶應義塾（ケイオウギジュク） 三田二丁目に在り、福澤先生子弟教育の濫觴は、安政五年戊午の冬に在り、築地濱鐵砲洲の奧平藩邸內の寓居に之を始めたり。當初四五年間は專ら蘭書を講し、生徒も常に十數名に過ぎざりしが、外國交際の事起るに及び、蘭書の時用に迂なるを悟り、英文の讀法を研究し、遂に英書を教授することとなれるは、文久二三年の事なりき。慶應四年は王政維新にあたり、鐵砲洲は洋人居留地にあてらるるを以て、寓居を轉せらる、即芝口新錢座町に一塾を起し、命名するに慶應義塾を以てす、是戊辰の四月にして、四方戰亂の際にあたれり。されば從前出入の生徒百名に上りしものも、減少して三十名に及び、講義の席に僅に十八名を數へしことさへありき、されど塾中の學習は一日も休止せず、上野の變、五月十五日は恰新舶來の英書ウェーランド經濟論の開講に當り、生徒も屋上に登り、兵火を遠望せしが、やがて例の如く着席す。是歲の冬より入學の者俄に增加し、三年に至り在社生徒三百餘名、塾舍狹隘之を容るる能はず。其冬三田二丁目島原松平氏の別邸を乞ひて官許を得、四年春を以て新塾舍を開く、即今の地とす。爾後各種の設備年を逐ひて成り、二十二年大學部を置き、益育英養才の方を求めたり。三十三年福澤先生卒去、子弟門人遺業を繼ぎて墜す所なし。

三田八幡社（ミタ） 三田田町（タチャウ）七丁目に在り、山に倚り海に面す。近世當國風土記の僞書ありて、中に「荏原郡御田鄕、稗田八幡、所祭應神天皇、和銅二年始行神禮」云々とあるは、此八幡に附會して捏造せる者なるが、稗字は本來蒲字の古體蒲を誤れるにて、延喜式蒲田神社を御田鄕にあてしは、杜撰極まれり。田町は初め上高輪町といひしが、いつの頃よりか芝の田町と改む（万治武鑑已に柴田町の名を記す）其地は三田と、高輪と、本芝との中間となす。

八幡宮文書曰、寄進鶴岡八幡宮、武藏國金曾木彥三郎重定所領事、右依將軍家仰、奉寄如件、
正和元年八月十一日　相摸守平朝臣凞時

江戸砂子云、三田八幡は田町九丁、其外十三丁の鎭守なり、別當を眺海山無量院と云ひ、昔は窪三田（クボミタ）に在り、今も其處に小祠をのこす。（窪三田とは赤羽町の西に鄰り、今小山町と云ひ、大乘寺當光寺等あり）江戸名所圖會云、三田の惣鎭守八幡宮は、昔窪三田に在りしを、正保年間今の地へ移し奉る、此地後は山林にして、前は海灣に臨む、故に風光秀美なり。

(窪三田)

綱坂（ツナ） 三田一丁目二丁目の西、窪三田（小山町）の岡山より南へ下る小坂なり。今其西方なる會津松平氏、及び島津、織田の三邸を開きて綱町と命名し、松方氏の新邸あり。

江戸砂子云、窪三田の當光寺を綱生山と稱し、渡邊綱の出生地と說き、綱坂、綱塚など里人の傳ふる所あり、林鵞峰の明曆戊戌會津公箕田園記に「武州荏原郡、蒲谷庄箕田邑、源綱陳跡也、綱老而致仕、終此所焉、其塚猶存」云々、古今著聞集には、綱は武藏守源仕の孫、箕田宛が子にて、源次と號す、源敦が養子となり、渡邊氏を稱すと云へり、然るに此綱塚には源五松と唱へ老株あり、いぶかし、足立郡箕田村あり、武藏守源敦の住みしは彼處にや。○江戸名所圖會云、三田を以て渡邊綱が舊跡とするは誤なり、綱塚といふもの、三田臺の功雲寺境內にあれど不審なり。

三田臺（ミタダイ） 三田の西南なる丘陵にして、白金臺、高輪臺に連る。其東麓海に邇るを田町（タチャウ）と云ひ、驛道にかゝり、西麓を寺町、豐岡町等とす　三田より此臺に登る所を聖坂（ヒジリ）と呼び、功運寺（近世洞家檀林所）濟海寺等あり。

江戸名所圖會云、三田聖坂の濟海寺は淨土宗也、相傳ふ昔竹柴寺と號して、巍々たる眞言の古刹なりしが、中古荒廢に逮ぶ、依て法譽無念和尙中興す、山岡明阿曰、濟海寺は海邊にて、しかも岡の上なれば、更級日記にいへる所にかなはず、若いよ〳〵此寺にてあらずば、昔は外にありしを、後に此所へ移せしなるべし」と、龜塚は濟海

(龜塚)

寺の南に隣れる、土岐家ゝ別莊の中に在り。○土岐家の別莊とは、今の華頂宮御上家邸なり、邸中に龜塚ありて、塚上に土岐氏(賴煕)寛延庚午に建てたる龜山碑あり、碑文には「表龜山、屬武州荏原郡、竹柴郷」云々。○新風土記云、龜塚と號すること、昔は廣き地名にて、高輪並ひに三田村入會の地まで波及せしといへども、今は僅に云傳ふるのみにて、小名には呼ばず、此名の起りを尋るに、古より爰に龜塚と號する塚あり、夜中品川海上より入船の目當として、塚上に常夜燈を置きしとなり、後燈火を廢したれど、塚は元の如く除地にして、濟海寺の境内に傍へり、因て同寺に預け置れしが、正德四年、南隣土岐山城守に預られしより、其構の内にかこひ入ると。○紫一本云、龜塚は三田の上、二本榎の近所にあり、今谷中道灌山の手前にもあり、王子のあたりにもあり、方々に此名あり、或は龜井塚とも云、是皆誤りなり、庚申を信ずる者の、庚申講をむすんで、五年も七年も待ち、其願成就する時、塚を築き庚申を祭りこれを庚塚と云、今あやまりて龜井塚、又は龜塚と云なり。

竹芝寺址

今詳ならず、三田の濟海寺かといへり。○更級日記云、今は武藏國になりぬ、殊になかしき所も見えず、濱も砂子白波もなく、こひぢの樣にて、紫生ときく野も、蘆荻のみ高く生て、馬に乘て弓もたる末見えぬ迄、高く生茂りて、中を分行に、竹柴といふ寺あり、遙にいさゝろ(ろ一作ら)うといふ所の、樓(一作郞)の跡礎などあり、いかなる所ぞと問へば、是はいにしへ竹柴といふさか(か一作う)なり、國の人のありけるを、火焚家の火焚衞士にさし奉りたりけるに、御前の庭を掃くとて、「などや苦しきめをみるらむ、我國に七つ三つ造り居たる、酒壺にさし渡したる、ひたえの瓢の、南風吹ば、北に靡き、北風吹ば南になびき、西吹ば東に靡き、東吹ば西になびくを見て、かくてあるよ」と獨ごちつぶやきけるを、其時の帝の御むすめ、いみじう床しくおぼされければ、御簾を押明て、あのをのこちよれとめしければ、男高欄のつらに參り、酒壺の事今ひとかへり申けるに、我ゐていきて見せよと仰られければ、負ひ奉りて下る、或人御門にかくなんありつると奏しければ、其男を罪しても、今は此宮をとりかへし、都にかへし奉るべきにもあらず、竹柴のをのこに、いけらん世の限り、むさしの國を預とらせて、公事もなさせじ、たゞ宮に其國あつけ奉らせ賜ふよしの、宣旨下りければ、此家を内裡のごとく造りて、住せたてまつりける、家を宮などうせ給ひにければ、寺になしたるを、竹柴寺といふなり。○按に、記文の意を推して其地を求むるに、三田臺の邊にやと云ふも無理ならず、又其いさろう又はいさらふとあるは、樓閣の名かとも疑はるれど、伊皿子の地名に想寄すれば、「いさらこと云ふ所に、樓の跡の礎などあり」と釋かるる如し、次に竹柴のさか又はさうとあるは、必定竹柴の庄なり。

伊皿子

三田臺の西部にして、高輪臺、二本榎に接す、今伊皿子町と云ふ、伊皿子とは砂子の訛なり。○江戸砂子云、三田牛町の上、二本榎の通に、伊皿子と云ふ所あり、月の岬も、伊皿子の内なり、東都紀行

秋ならば月のみさきやいかならん名は夏山の繁みのみして。

一書に、いさらごの名義を考へ、外國人の名歟、然らずんば大佛の義なるべし、太平記に大佛の氏號ありて、おさらぎとよみ、今も高輪に大佛(如來寺)ありと說く、附會にすぎず。○一書に、慶長六年乃至八年の間、丹羽五郎左衞門長重は、高輪泉岳寺の邊に幽居し、伊皿子坂を修造しければ、之を五郎左衞門切通と云ふと載す、疑ふべし、泉岳寺は正保中まで麻布に在りて、いまだ高輪に轉せず。

高輪

古書に高鼻和に作れり、三田と品川の間なる海涯にして、曲浦を成す。車町、北町、南町の三坊に分ち、長十五町許、其西なる丘陵地を臺と云ひ、二本榎町あり、古語高塙、即是地のみ。

(高輪大木戸)

伊皿子坂を東に下れば、三田田町と、高輪車町の交界にあたり、此を大木戸と云へり、昔壘柵の設ありしが、近年撤去せらる。○江戸名所圖會云、高輪大木戸は、寶永七年新に海道の左右に石垣を築せらる、此地は江戸の喉口なれば、京登り東下りの旅人を餞り迎ふるとて、來往の茶こゝに宴を催し、常に繁昌の地たり、後には三田の丘綿々とし、前には品川の海遙に開け、渚に寄る浦浪の、眞砂を洗ふ光景など、最興あり。○新風土記云、高輪の名義を按ふに、舟人の詞に陸を指して高と云ふによりて、此地を高繩手と云ひしを、下略して高繩と唱へしにや、貞享三年の江戸圖に、高繩手と記す、

(高鼻和)

東鑑、文治五年七月の條に、奧州征伐、候御供輩、高鼻和太郎云々と載せたるは、當所の人なるべし、鎌倉九代記に、大永四年正月、北條新九郞氏綱、江戸城に押寄し事を記して「城主上杉修理太夫朝興、居ながら敵を受けんは、武略なきに似たりとて、撃て出て道にて敵を待掛けたるに、小田原の先陣田目六郎と、上杉の先手曾我新三郎と、品川の前なる高輪原にて懸合たり、上杉の軍兵等足並亂れて、城をさして引返す」云々。○今按、新風土記の高輪の解說は完からず、高鼻和の古語にて、自然に明白するにあらずや、而も高繩手とも云ふは、高塙の方の義にて、積尼せるのみ。鼻和は塙字を假り、所々に其例多し。

(高繩手)

又一書(當代記)に「慶長十四年九月、江戸少々つつの普請、關東衆務之、其中深川(品川の謬りのみ)よりの路次、潮入にて道惡かりければ、上の山を或は三十尋、二十尋堀入る、底に石多く、普請者及迷惑しが、十月末出來畢」とあれば、此修道以前は、海崖險隘、人

馬を通し難かりしを想ふべし。

泉岳寺（センガク）　高輪車町に在り、臨濟宗、赤穗四十七士の墳墓あるを以て、人口に膾炙す。此寺は昔麻布臺（市兵衛町の邊にあたる）に在りしを、正保年中移轉せらると、寛永圖に、麻布飯倉坂の上に、せんかく寺を畫かけり。泉岳寺の南隣を如來寺と云ひ、寛永年中、木食行者但唱の建立せる五智堂あり、其餘の五佛像に存す、世に高輪の大佛と云ふ。（貞享圖に芝大佛とて、著大の標示を爲したれば、昔は名高き靈場なりしが、慶火災にかかり、近時は太衰へたり）寺前の大路を或は牛町といふ。武江年表云寛永十八年、泉岳寺櫻田より高輪へ移さる。

山岳可崩海可渫、不消四十七雄魂、其前滿地苔蒼澤、盡是行人灑涙痕、　　　史　山

天正日記に庚申堂と云ふ名あり、是に高輪庚申の事か、萬治二年鳩翁印行の勸善書に、天正十九年庚申日參の事見ゆ。（校註天正日記）○萬治中了意名所記云、しばより都の道にさしかゝれば、車町、うちつゝきて四町あり、その次に大佛、右の方におはします、左のかたは海ばたにて、朝鮮人の上りし時、石垣に成たり。（今按、朝鮮人の初めて江戸に來りしは、慶長十二年の事とす）

續高輪、入江戸、　　　早　巖

清容乎假爲、岸旁轎成輪、今日重經過、前家爲主人、拳頭操屋瓦、義兀以壞圍、風亦多成力、拋來十丈塵、

望海毎談云、下高輪通り、品川より江戸へ通る往還は、是れ天正打入後貝塚の道筋なり、北へ續て今の牛町の地を、古へは生洲（イキス）といへり、下は高輪、八幡の方よりの船、江戸へ乘渡り「高輪の船はおなごも漕ぐ、生洲の森を目當に」と謳ひたる早歌も此所にして、泉岳寺の山の森を言ひたるなり。（續砂子には有喜壽（ヒキス）の森といひ、小唄、なも漕ぐの下に、潜げつこけの一句あり）

東禪寺（トウゼン）　泉岳寺の南五町許に在り、境内頗廣し。（江戸名所圖會云、佛日山東禪寺は、高輪牛町にあり、妙心寺派の禪宗、江戸四箇寺の一也、開山は嶺南和尚と號す、慶長の頃江戸に來り、閣左布に一宇を開く、（其地を今も嶺南坂と云）寛永年間今の地に移さる、門の額海上禪林の四大字は、朝鮮國雪峯の筆なり、）書目、慶長十五年創立、寛永十三年移造せりとし。此寺は萬延文久の頃、幕府より外國人の宿寺と定められて、假に英國公使館を置かれ、護衛の士を配置して日夜交代に警固せり、幕府瓦解の後は、權往諸家も離散して、門は頽れ堂は敗れ、今僅に書院あり、玄關は昔形の儘なり、文久元年五月、浪士亂入の紀念として、鴨居に刀痕數段を印す歴然たり。（東京名所圖會）　社日、高輪南町に寶禪社といへるあり、本尊は神佛混淆禁止の際、社殿を毀ちて安養寺へ遷さる、其址は今の毛利公爵家の邸内に圍込まれたり、綿鹿子に「寶禪社、芝高輪のうら通、昔より當社に新願庚申の人は、此地に木を植う、石神井の宮とて、龜戸にもある由」、練馬村の邊に石神井村あり

谷山（サツヤマ）（八山）（袖崎）　今高輪の南端、品川驛御殿山（ゴテンヤマ）に接する丘陵に名く、或は八山に作る、東海道品川宿中に谷山下の海岸に在り。○今大崎村に谷山の大字のこり、高輪臺の西南に接す、されば谷山とは高輪臺南側の別名と見做すも妨なし。又大崎村伊達家の邸を袖ヶ崎（ソデサキ）と呼び、其内に雉子宮（キジ）あり、此邊より目黒の向を谷山村と呼ぶこと今に然り。

江戸砂子補云、谷山村雉子宮の古棟札に、谷山と書し、北條上杉の兩家谷山にて合戰と云ふも、此上の今白田となりしあたりならん。○きじの宮、延寶圖に見ゆれど、伊達邸は見えず、後家傳に據れば、寛文の比綱宗の時より、此に營造すといへり。又邸中の壽昌寺の鐘銘に曰く、大崎山壽昌■寺、故黄門伊達政宗卿之室、陽德院殿榮庵壽昌大姉掃骨之地、而大悲閣滿國師唱道之梵宮也、吉村公發開袖崎之別莊、以爲養浩之地、今茲寛保三年癸亥、云々。

二本榎（ニホンエノキ）　今二本榎町と云ひ、高輪臺の頂上に居る、北は三田臺に連り、西南は白金臺に續けり。海軍病院（昔細川家別邸）高野寺、承教寺、上行寺等あり。

續江戸砂子云、高輪上行寺の門前、左右に小山のごとくなる塚二つ有、往古の一里塚なるよしいひ傳ふ、今は門前町屋と成て、その形もなし、此二本の榎すなはち所の名となる。按に、慶長中に定められし驛路は、三田より高輪臺へ登り、谷山を經て品川驛御殿山に至り、北宿に入りし者の如し、歩行新宿より海岸通りをするは、元和以後の事ならん、

寛永村田宗■、天正十八年八月朔、辰刻、御着二本榎德明寺、未下刻、貝塚增上寺に入御、被獻御膳、七時過御入城の節、御目見、云々。當時增上寺は貝塚（赤坂喰違の邊）に在り、德明寺は上行寺の邊にありて今に存す（校註天正日記）○望海毎談云、古來上方筋よりの道筋、當國へ入ては小机より神奈川へ通り、六郷の川上を渡り、世田谷より澁谷へ通り、二本榎より赤坂の一ッ木、溜池の東岸を北へ、山里の西脇手を、下谷、淺草へ通り、橋場の渡場を越し、千住へ行く。（今按、此説いまた盡さゞる所あり、猶考正すべし）

遊歷雜記云、慶安二年、上行寺鐘銘に「武州荏原郡、高名輪村、富士山上行寺」とあり、又延寶五年高野寺鐘銘にも「武江高野輪、高野道場」と刻む、本來高輪の村邑内とす。

白金（シロガネ）　芝區の西偏にして、郊外の澁谷、大崎、目黒の三村に連なり、半里四方程の廣さにわたる。其高地を白金臺と云ひ、大崎目黒に通する街路あり、白金臺の北、古川（金杉川の上流）に至る間の低地を三光町、

志川町、田島町等とす。

白金は舊村名にて、白銀と書したり、永祿の小田原役帳に、江戸白銀とも、たゝ銀ともあり、

太田新六郎知行二十貫文　江戸銀

小幡源次郎知行百四貫文　白銀山田名　拾貫文　同所

大津分内增　此外七十貫文　白銀内寄子衆給田　二十四貫文　日夫錢白白銀出

白銀の方域の頗廣かりしことを想ふべし。さて此地方は三田高輪の西、澁谷川の南にて、府内に遠ざかり居れば、寛文の頃まで、町並地にあらず、而も寺家武家など既に新地を求めて、村内に散在することなり、臺町、茶屋町、行人坂の一條はまづ町家となり、三鈷坂、四之橋の邊にも町家出來きぬ、されど僻境なれば、今に閑寂の村巷なり。(麻布善福寺の天正十八年文書には、白金郷阿佐布と载せたりと云ふ、麻布をもすべしことある如し)今里は白金と高輪との中間なる一村なりしが、元祿の頃より町並地と爲る。

覺林寺（カクリンジ）　(今里)　白金今里（イマサト）町に在り、小湊誕生寺の末寺にして、最正山と號す、寛永八年辛未、此地に創立す、開山は可觀院日延、朝鮮國の人にして、熊本本妙寺日遙に同伴して我邦に來り、初め誕生寺の第十八代貫主となり、次に當寺を開き、加藤清正の隨身せる釋迦牟尼の立像を傳へ、清正大尊儀を安置すること、關東諸寺の中に於て最も古し、白金の清正公とて、府下に名高し。

瑞聖寺（ズキシヤウジ）　(白金臺)　白金臺（シロカネダイ）町に在り、今黄檗宗の東京宗務局たり、其鐘銘は開山木庵の撰にて「武藏州荏原郡、三田庄白金村、新開紫雲山瑞聖禪寺、去城二里餘、其地廣莫、前朝東海「後接目黑」云々、寛文十一年の事なり。延寶圖に、白金瑞聖寺境内に、蓮葉の形したる物あり、其上より水の涌出る所を畫かけり。〔武江年表〕白金臺町の末、永峰に近く、海軍火藥庫あり、舊讃州高松殿の下屋敷にして境内廣し。

三鈷坂（サンコ）　近年此坂の四邊の地を總稱して、三光町と名つく、白金臺町舊四丁目より北へ、四之橋、麻布本村町の方へ降る小坡名に出でたり。(坂の邊に西光寺、氷川祠等あり)

古川（フルカハ）　今白金志田（シダ）町の邊を云へり、東は三田豐岡町に接し、澁谷川の西より來り、北へ折れ曲る邊に外ならす。(四之橋と二之橋の間なり)麻布東町、新堀町なども古川と呼ぶは、相對する兩岸なれば也。

麻布區

麻布區（アザブ）

芝區の西北に隣り、其西は澁谷村に至り、北は赤坂區の諸巷と接す。全く丘陵の上に居り、地勢高下均整ならず、崖谷分裂して、山丘起伏多し、大小の邸宅、商工の民巷、其間に密布す。大略、中央を六本木と云ひ、其東を飯倉とし、飯倉の北を市兵衛町（靈南坂）とし、市兵衛町の西隣今井谷は六本木の北とす。麻布本村とは、六本木の南にして、其間に日窪（ヒガクボ）の低地あり、櫻田町は西偏に在りて、南北にわたり、其南を廣尾（ヒロヲ）と云ひ、其北を龍土と云ふ。今人口六萬、臺地の高頂約三十米突。

新風土記云、新田系圖一本に「天慶年中、平將門の謀逆におたりて、源經基、武藏國麻布にありて、將門に從はず、又平忠常朝敵となりし時、河内守賴信まづ武藏國麻布に至りて、坂東の軍兵を集む」云々、されど又都筑郡にも麻布の村あれば、何れとも定めがたし、永祿分限帳には、此地を阿佐布と載せ、當所善福寺所藏、天正十八年制札に白金郷阿佐布と載せたり、此頃は彼の郷を唱へしにや、今は傳へず、近世は麻布領とて十六村をすべたり、澁谷、白金、本芝、金杉、高輪まで及ぼしたり。

(淺布)　延寶の江戸雀、萬治武鑑等には、淺府に作れり、又慶長見聞記に、慶長五年八月、岐阜表に於て討取首百二十、桶に入て江戸に下す、御實撿の後、淺布の原に首吊塚を御築成さる、燒香增上寺源譽、玉藏院忠義、〔武江披沙〕云々と見ゆ。俗說、此名義を布帛に寄せて云へど、實は麻生、萠原に同し。

――◆◆――

本村（ホンムラ）　今本村町、宮村町、一本松町、坂下町(一本松坂)山本町(善福寺門前にて、雜式と云へる地なり)竹谷町(仙臺坂の南)東町、新堀町(古川といへる地)等に分つ。澁谷川を東南に帶べる丘陵にして、山脈は西北櫻田（サクラダ）町の方へ連續するも、北には日窪の谷町あり。

(阿佐布)　本村は元祿御國圖に阿佐布町と云ふにあたり、同圖に阿佐布町の外に坂下町を擧けたり、蓋寛文以後の町並地也、今も麻布の總鎭守氷川宮は、善福寺の西に在り、此邊を上の町と呼び、其西方は廣尾町なり、藥師堂曹溪寺も本村町の管内也。○北條分限帳に、江戸廻阿佐（アザブ）布五十三貫二百文の地、狩野大膳亮領せしよしみゆ、正保頃の郷帳に、阿佐布村高七百四拾五石餘內、四百二十八石餘伊奈半十郎御代官所、百三十七石餘山王領、六十六石餘大養寺領、五十八石餘天德寺領、三十八石餘神田明神領、十六石餘柴明神(神明の誤なるへし)領、屋敷四町五反八畝拾五步上ヶ屋敷、伊奈半十郎御代官所、外高拾石善福寺領とのせたり。〔府内備考〕

善福寺（ゼンプクジ）　(雜式)　麻布の舊地にして、一向宗の名藍なり、今寺中を改めて山本町と云ふも、古名雜式（ザフシキ）といへり。雜式とは古言にて、雜色に同し、大家の僕役を云ふ、蓋雜色人の田莊、賜宅などに因りて起れるならん。

江戸砂子云、麻布雜色町の善福寺は、麻布山と號し、一向宗西派に屬す、親鸞上人の弟子了海を祖とす、往古は天台宗なりしに、親鸞常陸より歸京の時、了海法門の上弟子となり、眞宗道場に改むと、今寺領十石、塔頭十院あり。○二十四輩順拜圖會云、蜂子山善福寺は西派院家にて、江戸麻布にあり、關東七靈場の隨一にして、聖人眞弟六老僧の第六、了海碩徳の遺跡なり、坊舍十三區、境内廣大にして、殊さら繁花第一の地なれば、寺内に商工軒を並ぶ、佛光寺實錄に曰、了海上人は元應二年八十二歲にして寂し、武藏國阿佐布善福寺と號す、弘安元年四十歲の頃、興正寺に入り第四世の寺務となり、永仁五年願念誓海に寺を讓り、阿佐布に下ると、今了海自作の像を開基堂に安置し、毎年十一月三日に、新しき盤に此像を入れ湯を以て洗ひ、再び本壇に居ゑ置き、彌陀經を讀誦し、參詣の諸人に赤飯酒を與へ、廣庭にて相撲をとらしむ、是了海上人の遺言也と、云々。

一去今兩年、一向宗對他宗、度々宗論問答出來、自今以後、被停止了、既一向宗之絕以來、及六十年由之處、以古之筋目、手于採題他宗者、公事不可有際限、遺意甚也、一人成共就招入他宗者、可爲罪科事、

一庚申歲、長尾景虎出張、依之大坂度々如賴入者、越國へ加賀衆就亂入者、分國中一向宗、改先規可建立旨、申届處、被行一圓無之候、議無曲次第候、雖然申合上者、當國對一向宗、不可有異儀事、

右門徒中へ、此趣爲申聞、可被存其旨状、如件、

永祿九丙寅年十月二日（北條家印）

阿佐布　善福寺

永祿の小田原役帳に、三十八貫文、飯倉内櫻田善福寺と載す、因りて惟ふに、阿佐布と云ふは櫻田郷の屬名にて、其頃まで純偏の由も明なり、了海上人の事は、荏原郡大井光福寺なも參考すべし。

新堀（シンボリ）　今町名に呼び、本村町の東南なる低地、澁谷川に沿ひ、三田白金の臺を望めり。○府内備考云、新堀は澁谷川の下流なり、麻布の西南を流れ、其白金御殿を御造營ありし時、水流を改め廣げられしより、麻布新堀といへり、又此所の下流を赤羽橋と稱するゆゑ、通して赤羽川ともいへり、江戸鹿子に「延寶三年二月、金杉新堀、牛入出來す」と載す。

廣尾（ヒロヲ）　麻布本村の西にして、今廣尾町、富岡町（舊廣尾南部氏の邸を開けるもの）富士見町（富士見と云ふ稻荷祠のありしに由る）等に分つ、南に澁谷川を帶び、西は廣尾川に至る。廣尾は古書に廣尾に作り、此西南澁谷の方まで一帶の汎稱たり、豐多摩郡に亙り出す、或は和名抄豐島郡廣岡郷を以て、之に擬すれど誤なり、往古荏原郡櫻田郷の内ならん。

廣尾毘沙門堂は今富士見町に屬し、廣尾川の澁谷川に落合ふ地に在り、此細流は青山墓地の邊より發し、南流長三十町許。○江戸名所圖會云、北條家所領役帳に、東津加賀守は櫻田の内下尾の地を領すとあれば、廣尾は其下尾にあたり、この地は昔櫻田に屬せしと覺えたり、毘沙門天堂あり、澁谷川の北岸にて、多門山天現寺といふ、東叡宮の拝像道院殿深く歸信して、ここに一宇を建立ありしと、光峯に常御陵石靈廟といふもの、毘沙門堂の前にあり、御影石の靈廟にして、甚古雅なり、何れの頃にやあらん、金森家より寄付ありしと、澁谷川の南を土筑が原と云、又此邊を豐沢の里と呼び、澁谷村の地に屬せり。○今按、永祿役帳に櫻田内下尾分とあるは、卑尾の知行隣の名なるべく、其廣尾と相混るや否やは、疑ふべし。又僞撰長祿圖に、大根原（オホネ）を阿佐布廣尾原の邊に記したれど、巣鴨村に大根原の名現存せば、役帳なる大根原は當面（役帳に巣鴨を當面に當る）の邊のみ、此にはあらず。

櫻田町（サクラダチヤウ）　廣尾の北にして、三軒家町と共に一條を成し、南北に亘り、龍土の南とす。慶長の初年、江戸西丸下より貝塚、飯倉の邊、皆武家邸に住せられければ、其昔櫻田村の農民を、麻布の閑地へ移さる、即櫻田町の起因なり、再三轉して、寛永元年此に至る、櫻田町の西北に南部氏の別邸ありしを、近年開き市巷とし、霞（カスミ）町と云ふ、櫻田に因める名なり。霞町の西、廣尾川の小溝に架せるを笄（カウガイ）橋と云ひしに因り、是も近年立てて笄町と稱す。笄町の北、青山（赤坂區）に近き邊に長谷寺觀音堂あり、近世江戸洞家三檀林の一にして、「杉松鬱茂百秩春、中有古祠香火類」とうたはれし者とす。

「新編志云、櫻田町は日本橋より一里を隔つ、往昔は今の郭内、櫻田より霞關の邊にありて、當時櫻田村と號す、天正の村高五百七十石なりし由、慶長七年の頃收公せられ、今の虎門外及び溜池端にて代地を賜ひ、後虎門外の民家も貢を除きて町地となり、溜池端の地に住せし民居も再び上りて、同所坂下（榎坂邊）に遷され、元和元年又同所坂上に代地を賜ひて居住せしが、又上りて武家屋鋪地となりしより、村民居地を失ひしことを歎き、屢願ひ上しかば、麻布の往還より三十間を除き、居住の地を望むべきの命ありて、寛永元年、原地四丁に段を賜ひて今の地に移る、依て阿佐布新宿と唱へ、今に虎門外の櫻田七町の者共、皆此地の農田山王社を産守とせり、是元一村たりし證とすべし、此地民家寺社の外田圃なく、毎年見取永を收めしが、後舊名に復して櫻田町と改む、近隣の土俗は今も一に百姓町と呼ぶ。

笄町（カウガイチヤウ）（笄橋）　近年笄橋邊の新巷に此名を命ぜらる、從前は更笄（カウガイ）橋を以て地名にも呼びたり。○府内備考云、笄橋は澁谷長者が丸の東北の方、麻布の接地にあり、此橋の說甚多くして、共に信用し難き傳へなれど、共一に小貝の郷の橋なるゆゑ、小貝橋といふと、紫一本に載せ、江戸鹿子

（小貝）

は、此所を香貝村といふといへり。○今按、鶴岡大伴神主文書「應永六年、武州豐島郡小具郷內、江戶金曾木三郎跡」云々とある小具は、一本に小貝に轉寫したり。今北豐島郡に尾久村ありて、此小具を擬定する者あり、然れども、尾久はヲクにて、具はグなれば疑ふべし。小貝を正本とし、今の笄橋に小貝村の說あるに契合するが如し。瀨名氏大橋氏などの地誌に、小田原役帳の國府方と云ふを以て、笄の解釋を試みたれど、僞撰長祿圖に附會する者にて、固より謬れり。

龍土（リユウド）　今龍土町、材木町、新龍土町と三に分つ、櫻田霞町の北、六本木町の西にして、青山墓地に至る間とす。其伊達（宇和島）鍋島（肥前）の二家の邸を開きたるを新龍土と云ひ、今兵營とす。文字或は流道にも作る、正保圖に龍土村、元祿郷帳龍土町とも載す。府內備考云、正保頃の郷帳に、龍土町田方畑方二十四石六斗と載たれば、今の龍土町の處のみならず、廣くわたりたる地名とみえたり、六本木も龍土の內なるよし江戶志にいへり、又龍土町の書上に云「當町起立之儀は、往古は芝愛宕下より、西久保邊に有之、漁を致し住居仕候に付、猟人村と相唱候由に申傳候處、御用地にても相成候哉、元和之後當麻布領之內へ引移、龍土と文字相改候儀、是又委敷相知不申、寛永十年の頃より、伊奈兵藏樣御代官所にて、後年百姓町家に相成、龍土町と相唱、正德三巳年、町方御支配に罷成候」云々。

六本木（ロッポンギ）　今六本木町、三河臺町と云ふ、麻布區の中央にあたり、青山龍土よりする者、麻布櫻田町よりする者、飯倉よりする者、溜池今井谷よりする者、共に此に會す。三河臺（ミカハダイ）町は舊內藤、花房、一柳などの武家邸を開きたる者にして、赤坂氷川臺に連續せり。

三河臺とは、天和年中、此に松平三河守（越前家相忠直）の別邸ありしによると云へり。

六本木は、もと飯倉村高辻七百五石八斗の內なりと云へり、江戶總鹿子には、六本木は、あざぶ市兵衛町より六町程西の方とのみあり、江戶砂子には「六本木はひかくぼの少北の方、むかし大木の松ありし由」と載す、六松のありしに出でたる名歟。「府內備考」六本木の四箇寺と云ふは、寛永六年同時に建立す、增上寺の屬支にして、是よりさき三年九月、此に崇源院夫人（淺井氏阿ヱヨの方）の火葬灰塚を留めければとぞ。

日窪（ヒガクボ）　六本木の南、本村との間なる低窪にして、今南日ヶ窪、北日ヶ窪の二町とす。北日ヶ窪の東なる臺を鳥居坂（トリヰザカ）町と云ひ、南日窪より登るに、鳥居坂の名あれば也。日窪は日久保にも作り、南北に分ちて、町並地と爲りしも久しきことなり、龍土町などと同く、正德中の事歟。

（鳥居坂）

飯倉（イヒグラ）　六本木の東、芝公園に至るまでの總名にして、其六本木より通する一條を、片町、仲町、六丁目等とす。六丁目の東に在りて、北、西久保（ニシクボ）より、南、赤羽に通する縱坊を飯倉五丁とす、即芝公園の背にあたる。

飯倉の名義を釋き、之を御厨の穀倉に引きあつるは疑ふべし、穀倉をイヒクラと唱ふる例をきかず。されど中世に當り、此地は伊勢神領に屬し、今の芝神明は其庤にあたり、其庤も飯倉山の下に在りて、今の丸山即飯倉山なりといへり。因て按ふに、飯盛とて諸方に飯顆狀の山名多ければ、此なる丸山も其例にもれず、飯座（イヒクラ）てふ古語は、飯を器に盛りて据ゑ置くことを云ひ、即飯の置座に似たる丸山に名つけて、飯座と云へること明けし。

飯倉の辻町を往時土器（カハラケ）町とも呼べり、今も古老はしか呼ぶものあり、又土器町より芝公園へ入る小坂を榎坂と呼べりと云ふが、今は其唱なし。○紫一本云、榎坂とは增上寺の裏門の左り切通より、金地院の前通りの屋舖前より下る坂をいふ、此坂を下りきれば四辻なり、直に行ば六本木へ出る、右へ行ば西の窪、左へ行は土器町より芝へ出るなり、又溜池の上の坂をも榎坂といふ、大なる榎あり。

（土器町）

新風土記云、飯倉とは古き地名にて、往古伊勢の神供貢稅を納れし屯倉を置れし跡なれば、此名起れりとぞ、神鳳抄に「武藏國飯倉御厨、註云、當時四貫文、飯倉御倉、註云、長日御祭五十丁」と見ゆ、東鑑に「壽永三年五月、武衛被奉寄附兩村於二所太神宮、件兩所者（安房國東條御厨をも併せ）內宮御分、武藏國飯倉御厨、被仰付當宮一禰宜荒木田成長神主」と記し、寄進狀の案を載す、又北條役帳に「三貫八百文、飯倉之內、飯倉彈正忠」三十八貫文飯倉之內櫻田、島津孫四郎」云々と見ゆ、櫻田の地も、當時は飯倉に隸屬せしと見ゆ。○府內備考云、役帳なる彈正忠は、家世々飯倉村の領主として、その地の名により、飯倉を氏とせしなるべし、又太田新六郎も同じ比、飯倉內小早川十四貫文の地を領せしよし、役帳にいへり、此小早川の地、今いづれの邊なりや詳なることを傳へず、吉祥寺に藏する文書をみるに、北條の家人遠山左衛門大夫政景、元龜二年七月、江戶の內にて五十五貫文の地を寄進せし事あり、そのうちにも、飯倉郷のうち六貫文、此內三貫三百文は、前々より箕輪大藏が寄附せしよしなり、すべて西久保、芝神明邊なども、飯倉の內なりしとみえ、延寶の比の政隨錄に、飯倉西久保石河藏人町屋敷なと記し、神明を飯倉明神ともいへり。

狸穴坂（マミアナザカ）　飯倉の南偏、日窪の東なる低窪を狸穴町、森元町、新網町等とす、金杉川を以て其南界を限る。狸穴坂と鳥居坂の間には永（ナガ）坂（長坂にも作る）あり、其路邊を永坂町と云ひ、本村霞色の北に連なる。○東京天文臺（トウキヤウテンモンダイ）は飯倉三丁目に屬し、狸穴坂の東なる岡頭に在り、初め觀象臺といへり。今帝國大學の所管に入り、天地日月の運行を測算し、東曆日刻時の正を取る所とす。

（永坂町）　（東京天文臺）

「東京天文臺は、經度正百三十九度四十四分三十秒三に

して、緯度北三十五度三十九分十七秒五に位置す。府內備考云、貒狸といふは狸貉の類なり、御徒改萬年記に「寛永廿一年三月、麻生藥種畠、御來駕あり、むじなの穴を見せにつかはされ、そのさまを申上べきよし仰あり」とみゆ、是當所まみ穴の事なるべし、地は麻布飯倉兩所にかゝりしとみえ、古書に兩所に係けたり。○飯倉永坂町もふるき町名なり、寛文の比より町並に入れるならん、紫一本に長坂はまみ穴の坂より西なり、云々、

十番（ジフバン）

狸穴坂の下、金杉川（澁谷川）の屈曲する邊を指し、今の公稱新網（シンアミ）町、網代町、一之橋などを標目とす。東京名所圖會云、麻布十番とは今なほしかく稱せり、其地は新堀突留とも稱すれば、其調馬場の邊を總稱するものなるべし、再校江戶砂子に、新堀堀わりの時、十番の榜示杭殘りあり」故、いひ來れりとしるし、府內備考には「元祿十一寅年、麻布白銀御殿御普請の砌、金杉川口より澁谷迄川淺にて、土持運び人足番組、一番より十番迄に相定め、右十番目に當り候に付、自然と地名に相唱候由、相傳候」云々、或は云ふ、昔十番馬場の近傍に仕立屋（裁縫職）ありて、乘馬用の襠高（マチダカ）袴を製出す、他製のものと違ひ、殊に珍重せられ、今も十番襠高の一製式あり。

我善坊谷（ガゼンバウダニ）

飯倉の北谷にして、六丁目の裏にあたり、市兵衛町の東南なる低地とす。六丁目は舊上杉家の別邸なりき、今紀州德川侯爵邸となる、紫一本云、かぜほ谷、此谷に座禪する出家あり、然れば座禪坊谷と云ふを、いひよき儘にがぜほ谷といふやと尋侍りしに、座禪する出家は此頃の事なり、がぜほ谷の名は久敷事といへり。○砂子に「崇源院殿御葬禮ありし時、竈前堂たちしところなり、寛永記、三年十月、葬送の場所は麻生野をもつて定らる、增上寺より火屋迄は行程千間ありといへり、則この所なるべし」、ことにこのところは原野の地にて、人家まれなるをおもひしるべし、（改選江戶志）瀨名氏難して曰、崇源院殿火葬の舊地は、今現に六本木深廣寺の境內に、垣結ひまはして明白なり、隔りたるがぜん坊に、竈前堂の立つべき樣なし、江戶砂子、同總鹿子等に誤れるは猶尋ぬべし、云々。

今井臺（イマヰダイ）

六本木の東北に連なる臺地にして、飯倉の北、（我善坊谷を隔つ）東は西久保谷、（芝區）西は今井谷に至り、靈南坂、溜池に向ひ漸下す、近世專ら市兵衛町（イチベエチヤウ）と云ふ、

江戶名所圖會云、溜池の上より麻生へ登る坂を靈南坂といふ、慶長の頃、高輪の東禪寺此地に在り、當時靈南和尚の居たるを以て名づくとぞ。

(市兵衛町)

府內備考云、市兵衛町は、慶長十九年之頃畑地に而、今井村之內に有之候哉、其後今井臺町と唱候由申傳、草創人之儀は當名主市兵衛先祖にて、其後寛文十二子年、今井谷町、今井臺町名主百姓、本村名主百姓と出入有之、御紀之上、向後右貳ヶ町之儀は、銘々高に相成、御年貢諸役別段に可相勤旨、御裁許有之、云々。

今井谷（イマヰダニ）

市兵衛臺と三河臺、氷川臺（赤坂區）との間なる低地にして、六本木より東に下り、溜池（赤坂）に至る邊を云ふ。今谷町、簞笥（タンス）町、今井町の三に分つ、近年福吉町黑田邸の東邊より、街路を新開し、三河臺町に達せしめ、形狀一變す。

今井は古村名なり、北條役帳に太田新六郎知行、九貫八百文、江戶今井伊佐分と云ひ、伊佐は舊知行人の名なるべし、また渡邊丹後守、二十七貫文、江戶今井、大普請之時半役などとも載す。○府內備考云、御入國之頃迄、東は虎御門通、北は赤坂溜池端邊、西は青山を境、南は西久保臺より、麻布六本木前迄を、今井村と唱候、云々。

南部坂（ナンブザカ）

今井谷より赤坂區氷川臺へ登る小坂にして、今黑田邸の南とす。（）紫一本云、南部坂は黑田氏のうしろ也、昔此所に南部殿屋舖ありし故也。

赤坂區

赤坂區（アカサカ）

麻布區の北、麴町區の西南にして、北界は四谷區に至る。京城の西南路にあたり、青山（アヲヤマ）街道と云ひ、相州大山より足柄越へ向ふ古驛道とす。土地の形狀は、麻布區と相同く、丘陵起伏して、凹凸參差たり。大略、東部を赤坂と云ひ、西部を青山と云ひ、東南隅芝區に接する地を溜池（タメイケ）と云ふ、人口五萬。

溜池（タメイケ）

今赤坂區の管內にして、一ツ木（ヒトツギ）田町の東南とす。芝區西久保并びに麻布區市兵衛町に接し、一面は外濠に至る。此に一大池澤ありしことは、麴町區溜池址に云へるごとし。蓋元和年中に修理を加へ、初め飲料の上水に供せしが、後廢に至り、別に玉川上水を池畔に通し、池水は剛役信用せず、而も淨藩昔の如く虎門と赤坂口附の間に汎濫す　明治維新後に至り、池水を排除し、僅に一溝を存して、外堀の規制に就かしむ。是より溜池の名は、舊池の西南邊なる諸街巷にのみのこり、溜池町、葵町、榎坂町、靈南坂町、福吉町等皆この總名に屬す。（舊治武鑑に蕃池と書せる増名あり、溜池を、蕃をタメに假るは義訓にや、他に例なし）

葵坂（アフヒザカ）

西久保（芝區）より西のかた、溜池の邊に出づる小坂の名にして、舊佐賀藩邸（鍋島氏、近年海軍省の廳舍を置かれしこともありき）と河越邸（松平大和守、近年警視廳の属邸）の間を云ふ、されば此坂の左右を今葵町

と呼ぶこととなる。

溜池は昔葵坂の岡と、三年坂（溜田）との間にしめきり、堤塘を設けられたりと知るべし。但し古昔に榎坂と葵坂とを區別せず、相連接すれば、分たざりしに似たり。〇紫一本云、溜池は赤坂土橋の堀の末なり、虎の御門へ水落るなり、昔淺野左京大夫幸長へ公命下り、此所の水をつきとめ、榎をあまた植たるなり、今榎坂といふ是なり、枯うせてわづか三四本あり。

靈南坂　麻布市兵衛町より北に、溜池へ下る坂を云ふ、葵坂と路相會ふ。寛永古圖にれいなんと標し、寺宇を畫かく、今の遞信大臣官舍の邊にて）今も此邊に二三の小寺あり。嶺南また嶺南は僧名にて、其寺を東禪と云ひ、後に高輪へ移されたり、今靈南坂町の稱を立つ。寛永圖に、嶺南坂の上にあたり、泉岳寺てふ寺宇を大書したり、此寺後高輪へ移さる。享保四年、彼寺鐘の銘に「慶長年間、宗關禪師、草創寺於外櫻田庄」と刻むに據れば、赤坂麻布も外櫻田の屬名なりしか想ふべし。〇萬治中了意名所記云、赤坂のふもとにため池あり、そのかみ江戸中の水道の源なり、池より南の方はおざふの臺といふ、これより巽のかた半里ばかりに愛宕山あり。

榎坂　今葵町、靈南坂町の北を榎坂町と云ふ。此坂は溜池にそひ、山口氏の舊邸を過ぐる者を云へり、山口邸とは今の米國公使館にして、寛永圖にも山口修理と記せり。（山口氏、常陸の牛久藩主なり）一書に、榎坂とは溜池より麻布谷町へ下るものを云ふとあるは非也。（溜池址參考すべし）

今榎坂町に接し、田町七丁目、并びに溜池町を置かる、又其西を福吉町と云ふは、福岡藩黑田家の別邸にして、今も彼家地とす。麻布今井谷の口にあたり、氷川今井臺へもかかれり。

田町　赤坂日附より數へ、外壕にそひ、七丁目まで數ふ、葵坂に至る溜池を排開して置ける新巷とす。其五丁目までは赤坂築地と稱し、萬治中に開ける者にして、六丁目七丁目は明治の近年に追加せらる、即溜池町と相并馳する者也。

赤坂　赤坂區の東部にして、赤坂日附を承け、青山に至る表町の南北を總稱す。表町は傳馬町とも云ひ、其南方麻布に至る間を一木と呼ぶ。德川家入部の初めに、此に驛所を建てられ、相州大山街道の衝にあたれり、傳馬町の名之に起る。

新風土記云、赤坂は東は赤坂御堀、溜池、西は今井、青山、北は四谷に接し、中程は紀伊殿屋敷を隔て、北の方總名鮫が橋まで、一圓に赤坂と號す、往昔の庄名なるにや。〇江戸名所圖會云、赤坂御門は麹町平川天神の方より、青山へ行く道にして、即赤坂への出口なり、此御門は北斗形とて、江戸御城の御構多きが中にも、殊更勝たる繩張なり、或人の說に赤坂は茜山の邊の坂なればかく云ふと、赤坂の地名は永祿二年小田原所領役帳にも、赤坂六ヶ村千葉殿所領すとあり（今按、役帳、赤塚六ヶ村とありて、赤坂にはあらず）〇府內備考云、今赤坂と稱する處は、多く豐島郡に屬し、古名貝塚領一ッ木（或は人繼とも書す）村と號せし由云ひ傳ふ、南向茶話に赤坂の名は赤土多き地なればかく稱すと記せり、按に一ッ木は古へ上一ッ木郷、下一ッ木郷と別ち稱して、廣き地名なり、赤坂は元此一ッ木中の小名なりしが、後年廣く推及びて、總名となりしなり。

（表町）　（牛啼坂）

赤坂傳馬町は日附の外なる堀端にして、表傳馬、裏傳馬、元赤坂の三町に分れ、田町と紀伊國坂の間に在り。近年改號して表町、裏町と云ふもの是也。但表町二丁目、牛啼坂以西は、近年武家邸を開きたる者にして、舊傳馬の驛中にあらず。白石紳書に「赤坂にも傳馬町あり、最初江戸へ上方より來る者、赤坂へかかりて城下へ入りしが」云々、此說明白ならねど、東海道の別線、矢倉澤（足柄）大山への徑路は、青山より溝口村（橘樹郡）向へば、傳馬を置かれしも其理あり。牛啼坂より青山まで、北は離宮に對し、表町三丁目四丁目の新街あり。

天正十八年、德川家入部の時の驛路は、澁谷、道玄坂より青山、貝塚に達したること、諸書に其證あり、品川を經由する者と、二路并び行はれしこと想ふべし。

一木　赤坂表町の南にして、舊村名なり、今分れて一木町、丹後町、臺町、新坂町、新町、傳之町等と爲る。其一木町と云ふは、元淺野氏（廣島）の別邸にして、近年近衛步兵營と爲る。〇一木村は永祿の北條分限帳に載せらる、又鎌倉九代記に、大永四年、北條氏康江戸城に押寄、上杉朝興に打勝ち、城に入て首ども實檢し、一木原に旗を立、作法の如く勝鬨を取行しとあるも、此地なるべし。

江戸砂子云、一木村は、矢盛庄七郷の內にて、古き名なり、北條氏康の一木原首實檢も此所歟、今は一木と云所、わづかの間なり、又矢盛庄七郷とは、澁谷、代々木、赤坂、飯倉、麻布、一木、今井等なり、〈一木安藝殿の中屋敷也、田子先生義賢（木曾義仲の父）が城跡とも、齋藤別當實盛が城跡とも云ふ。〔紫一本には之を長井城址、齋藤實盛と記すのみ〕

安藝殿邸は今の一木町にて、丹後町、丹後坂は其北傍とす、田子と丹後は、一語の轉訛に出でたりとも云ふべきごとし。〇武江年表云、天正十九年、赤坂一木町屋出來る、小田原の種德寺、今年傳馬町へ移り、後一木へ移る。〇新風土記云、一木村は御打入の後、天正十九年十一月、御放鷹の時、今の喰違の地より此邊まで、御杖の先を以て、伊賀者百卅六人に賜ふと云ひ、當所の古記に、寛永年中、村高三百七十石、地頭伊賀者には、其後他村にて替地を賜ひしとなり、正保郷帳に、田畑合高百六十

八石、伊賀衆知行一木村と載せ、元祿郷帳に至て、前に載たる土地殘石高を記して、五十九石一木町とみゆ

今井 一木の西南にして、麻布區今井谷と相連り、素其高地を云へり、今氷川町檜木町の二に分ち、六本木龍土に隣接す。俗說此地名につき、木曾義仲の郎從今井四郎兼平の古跡を談すれど、明徵あるに非ず。

僞撰長條圖に、大澤村と云ふを、今井村に並べたり、赤坂の邊にあたることし、されど此名は永祿役帳に見えす、其他の古書にもあることなし、大橋氏の圖說に一个此名知る者稀也、是赤坂の舊名にして、一木つつきにわづかなる所を大澤町といへり、北條氏康の武藏野紀行に、大澤の庄と見えたり」と述ふ、最疑ふべし。江戸の諸古圖、諸古簡多しと雖、赤坂に大澤町あるを云はず、又氏康紀行とて世に流布する者に、大澤庄と云ふを、江戸の邊に言ひ掛けしは、本圖の考究の證據なるべきも、氏康紀行が已に贋物なれば、是れたまたま兩者を相對照して、共に同一僞撰に出でしを見るに足るのみ。

氷川神社 一木の南なる高地に在り、今社邊を氷川町と名つく、今井町(麻布區)福吉町の西にして、其南を三河臺町と云ひ、麻布區へ入る。本社の舊別當大乘院は、本山派修驗の江戸觸頭にして、二百五十石の給田をうけ、有勢の山伏なりしと云ふ。

江戸名所圖會云、氷川明神社、赤坂今井にあり、此所を昔に三河臺といふ、天和の頃、松平參河守樣御屋敷なりし故に名とす、江戸名勝志、惣鹿子等の草紙に、當社元一木村にありしを、享保十五年巳酉、今の地に遷座、社を御造營ありしと云ふ、按に當社を古呂故宮とし、又享保中今の地にうつし奉るよし、諸書に見ゆれども詳ならず。○按、古呂故宮云々の說は、僞撰風土記にも載すれど、惑ふなきを要す、望海每談に、「氷川明神、江戸の中に七所有り、赤坂の社は元足立郡大宮の近くに小呂古と云ふ所より遷したるを、譲て小六の宮といふ、將軍家の若君御氏神たるを以て、享保十五年今井の明地に御造營有りき、其外今井の盛徳寺の内の氷川の社、麻布一本松の市中の社、羽根澤村にて新堀近き所の社、下澁谷にて羽根田の屋敷の社、又北の方にては上水のはたなる万年寺山の社、重鴨の入口なる社頭、何も氏子多く賑ふ」云々、又紫の一本に　氷川明神、日本神伝集に、俗名藏人太郎高盛、童名明王丸、天平寶治四年に誕生と、又在原業平の廟とぞ、昔一つ木村に小六といひし馬方あり、美男にて、だて者なり、風流なる出立にて、馬の口をとり、京大坂と追あるく、氷川大明神を信すること淺からず、此所に明神を祝ひ奉りしが、小六死してより後、此宮に葬りしより小六の宮ともいふなり」、後說に從ふへし。

三河臺 今井(氷川町)の西南にして、近年改めて檜木町と云ふも、其一部分にて麻布區へ入る者は、三河臺町の名を保てり、此は駿府侯松平三河守忠直の邸跡なりしに因る、檜屋敷とは、三河臺の北隣にして、昔は長州毛利家の別邸なり、近年檜木町と改め、陸軍歩兵營所と爲る、此を檜屋敷といへること不詳、檜樹の在りけるに因るか、

續編江戸志云、三河臺とは今井氷川臺の上也、むかし松平三河守忠直卿の御舘の跡なる故、かく名付るよし。府内備考云、三河臺は檜屋敷の東の方なり、中頃其藥草植場、及び馬場なともこゝに置れしか、寛政六年其地、武家の屋敷に割渡されしなり

赤坂離宮 赤坂區の東北なる隱地を占め、其背後鮫河橋町は四谷區に屬す、離宮の正門は喰違口(四谷區)に對し、傳馬町より正門の前へ登る坂を、紀伊國坂と呼ぶ、離宮は元紀伊殿(徳川氏)の邸館なりけれは也、宮垣内の西南は、別に青山御所の稱ありて、其表門は青山一丁目にあたれり、

(青山御所)

明治六年、西丸假皇居炎上の時、避けて此に御し給ひ、其殿閣を修理して居たまふ、即赤坂假皇居の名あり、二十二年に至り、新宮城成り遷御、これより赤坂離宮と云ふ已にして離宮を以て東宮御所に充て給ふ、今或は花の御所と云ふもの是也。青山御所は故英照太后の仙宮なりき

江戸砂子云、赤坂紀州殿御中屋敷の所を赤根山と云へり、紀伊國坂は即昔赤坂といひし也、赤根山の坂なれば也、赤根は茜とも書し、武藏國は茜草の多く出たる所なり〔赤坂邸は、明曆の大火後に、南龍公(賴宣)造營せしめられ、爾後災にあひしことなき殿閣なりとて、殊に世に稱せられき、南龍公の舊邸は吹上に在りしか、此時他の二家と共に吹上を上地せられしなり。

青山 赤坂の西、澁谷村、千駄谷村に至るの總名にして、赤坂區の一半にあたる　青山とは徳川公入國の初め、奉行青山常陸介忠成に邸地として賜はりしより、青山宿と云へりと說くは、附會に似たり、天正日記に「澁谷せた」、赤坂より一條の大路此を經て、澁谷世田谷に出て、溝口驛に向ふ、俗に青山街道と云ふ。蓋相州大山の下に至る者なれは、大山青山、相混するなるべし、即足柄路矢倉澤より江戸に直達する別徑とす

青山の街路は青山御所(赤坂離宮の西南)の前より、西南に馳する二十餘町、澁谷村(宮益町と云ふ)に達すもと五十人町、久保町、百人町等の名ありしが、近年改めて街路の西北を都て北町と云ひ、東南を都て南町と云ふ、南町五丁目、六丁目の南方を、長者丸と字し、澁谷目の遺蹟とも、青山宿の驛長宅とも說けり、又北町五丁目の裏を原宿と呼ぶ(今千駄谷村の管内を思へば、澁谷原宿といへる小驛なりしことし)近世にては名青山宿とも呼ぶ、四谷の内藤宿に對比したり　○習時青山上水と稱し、玉川上水の一分派あり、内藤宿大木戸より分派

して、青山に至り、一本（赤坂ノ麓上（飯倉、一帶に當したり、萬治三年より享保中までの事とす。内藤氏邸前に内藤宿を開き、森川氏邸前に森川宿を開きたる例を推せば、此青山も必定と推さる。然るに、天正十八年日記、六月十一日の條に「青山、しゆく場取立候様、甚之丞申出る、御入部の日と申、十二日、めぐろにとうりう」云々とあれば、青山の名は青山氏を待たずして早く在り。蓋初め澁谷原宿と稱し、江戸西南の驛亭なりしを、入部以後、原宿を停めて青山の新號を建てられし也。澁谷道玄坂參考すべし。

青山墓所（アヲヤマ）　青山南町二丁目、三丁目の南方、麻布區霞町に至る廣平を占む、府内唯一の新墓地にして、舊青山氏の邸園を改めたる者とす（青山氏邸の東一半、今一丁目に屬し、第一師團司令部を置かる）凡八万七千坪。

青山練兵場（アヲヤマレンペイ）　青山北町一丁目、二丁目、三丁目の北にして（赤坂離宮の西隣）四谷信濃町に至る、面積凡十萬坪、平坦砥のごとし。幕政の頃は大小の武家屋敷、並びに寺社、焰硝庫、鐵砲場などありしを、近年逐次に刪平して、演武觀兵の圍場とせらる、但高凡三十三米突。練兵場の西南を原宿久保町と云ひしが、今北町四丁目と改む、近衛師團の兵營あり。千駄谷村は練兵場の西なるが、今は四谷區の管内に入りて、霞ヶ岳町と呼ぶ。又練兵場の東北鮫が橋に近き邊を、權太原六軒町と云ふ、赤坂離宮の西北隈とす。昔この權太原の西に、六道の辻と字する町ありて、六條の巷路此に分れたり、今は悉皆掃除せられて、一面の平原となりぬ。

四谷區

四谷區（ヨツヤ）　府城の西にして、赤坂區の北、牛込區の南に居り、麹町の末を承け、甲州道への驛路之に係る、即内藤新宿の東也。其街路は丘背に通し、南は青山原、鮫橋谷を包み、北は市谷に至るも、其分內甚廣からず、今人口四萬五千。

江戸砂子に、四谷とに千日谷、茗荷谷、千駄谷、大上谷の四つの谷ある謂ひなりと述べたれど信し難し。同書補には「永祿天正頃は、此邊すべて霞村と云ひけるよし、古記に見ゆ、一説、往古武藏野に續きて原野なりしに、家唯四つありし故、四家と云ひたりとか」とも擧げたれど、永祿役帳を探るも霞村なし。（因て疑ふ「大田新六郎知行、拾壹貫三百六十五文、江戸金屋、中村次郎左衛門分」とある金屋、もしくは四つ屋の誤寫にあらずやと、猶原本に考訂すべし）慶長三年古圖には「國府方より角筈へ出、甲州道、四つ谷通り」とあれば、江戸城の西口の驛路にあたる由、明白なり。

府内備考云、四谷は往古武藏野へ續きたる原にて、家居なく、わづか家六軒在り、然るに江府日々御繁榮に付、江戸傳馬町、鹽町の代地、或は麹町邊の寺社の代地に成り、四谷と書かへぬ、云々。江戸志、江戸圖説同し）今四谷と稱するの大様、東は四谷御門、御堀に限り、西は內藤新宿追分に及び、南は紀伊殿御屋敷、及び鮫ヶ橋、千駄ヶ谷等に續き、北は市ヶ谷、大久保に境ひたれど、地形多く犬牙して定かならず、又內藤新宿は、元四谷の地なれど、元祿年中新に宿驛を立られしより、御代官の支配所となり、四谷外の地となれり。

又寛永の外濠開通以前の形狀を推すに、今の區內東一半の地は、麹町の屬域なりき、即國府方、半藏町の域内なりしごとし。

(權太原)

鮫橋谷（サメガハシ）　四谷通の南、赤坂離宮の西北を云ふ、今仲町、谷町、寺町、南町、權太原町、六軒町（權太原町以下二町は赤坂區に入る）等に分ち、崖谷分裂して、高下ならず、其西は信濃町にして、青山練兵場に連なれり。

江戸名所圖會云、紀州公赤坂館の後、西北の方、坂の下を流るる小溝に架する者を、鮫が橋と云ひ、今此邊の總名となれり、俚言に、昔此地は海洋につゞきし谷なりければ、鮫の居りし故に名とすといへり、されど信じがたし、茂睡の歌に、

淋しさや友なし千鳥聲せずば何に心をなぐさめが橋、

紫の本といへる冊子に、さめが橋を渡り、信濃原へ行く谷を千日谷と云とあり、信濃とは永井家の屋敷ある故なるべし、今は信濃町といひ、又永井原とも云へり、阿彌陀佛銅像は、權太原、淨家長覺寺境內にあり、高五尺許、佛像の背に應永十四年丁亥八月廿五日と彫付てあり、西本願寺の佛にて、大坂の城內にありしを、寛永の頃當寺に移安せり。○按に、權太（ゴンタ）とは慶長の比の德川家代官の一人なる、權太小三郎の邸地などありけるに由るならん。權太氏のことは古德實紀、朝野舊聞等に見ゆ。

武江年表云、青山權太原に古き碑あり、曆應二年乙卯月日と刻む、天明の比、何としてか此碑を安鎭權現と崇めたり。

新風土記云、鮫河橋の傳に、上古は此地江海に瀕して、豐島の入江と號せり、年經て滄桑の變遷にあひ、山中庄、或山中村とも唱しとぞ、長祿江戸圖に、此邊を山中村、同異本に山中分、又山中谷とも記たり、當時の地名なりしにや。○今按、鮫とは冷水（サミヅ）の約なるべし、豐島入江、又山中村の說は信けず。

鮫橋坂とは、赤坂離宮の乾門、仲町門より谷へ下る者な云ふ、即學習院の南にあたる、鐵道隧道は、外堀より地

下を穿ち、此を通過す。

信濃町（シナノ） 又信濃原（シナノ）と云ふ、青山練兵場の北にして、甲武鐵道の停車場あり、又陸軍輜重兵營あり。信濃町の西、植物御苑（内藤新宿）に至る間を大番町（オホバン）と云ひ、共に舊武家邸を開ける者とす。殊に信濃原は永井信濃守尚政が寛永比の賜邸にして、其裔一族數家に分れしも、此地は近年まで其保有にかかれり、一名永井原（ナガヰハラ）。

四谷麹町（ヨツヤカウヂマチ） 四谷見附の外にして、即麹町の舊屬にかかり、今傳馬町、尾張町、鹽町一丁目、伊賀町、箪笥町などに分る。傳馬町一丁目と二丁目の間に、麹町十一丁目、十二丁目、十三丁目の三丁を挾む。これ等の地は、本來開寓方の内にて、開府の初め、麹町及び甲州路の傳馬宿を置き、年を逐ひ西に延引して此邊に及ぶ、寛永十三年外濠を穿ち、新に門壘を起すに及び、十一丁目以西は其門外に放出せられければ、遂に四谷の名の下に攝取せらるることとなる。傳馬町は寛永十四年島原亂の比、古に開かるとも云ふ、二丁目、三丁目の事歟。鹽町一丁目の、他の二丁目、三丁目に離れて、尚町に混ずるは、代地なるべし、尾張町は古圖に尾張殿下やしきと云ひ、箪笥町、伊賀町等は皆古の組やしきなり。

伊賀町（イガ） 麹町の南北より四谷忍町へ至るまで、組屋敷の汎稱なりしが、近年伊賀町、南北伊賀町、箪笥町、荒木町等に分つ。伊賀町とは、旗本の一團體、伊賀衆の賜宅多かりければ也。白石紳書云、伊賀衆より出し書付を見るに、寛永の初までは、赤坂の邊、麹町の邊は、伊賀衆の知行所の田地なるを、他所へ引うつされ、ため池をほられて、其土は今の安藝守のやしきなどの臺となり、たより堀をはり廻されしといふなり。

慶長見聞書、慶長十年、服部石見守改易、此間江戸町中に辻切數多有之、誰人と不知、公方より町へ黃金を被掛、申出輩に可被下由、札を御立候へ共、露顯不申、然處伊奈熊藏家來、使に參候處を、服部石見自害に是な午同代、人違にて切申候由、令陳謝、然共右之辻切も、上方此人の由諸人申、終に改易被仰付、是程軍、夜込朝野之働、無雙之功者也、鬼半藏とて、何時も御手先の働、無比類威勢、驕貴身に餘り、近年同心足輕に無慈悲にあたり、理不盡の儀共重り、果而身體相此體成、此石見守に御預ケ百人之同心は、伊賀衆也、是皆常之同心に非ず、近頃まで伊賀國の百姓侍の末也。按に、慶長十年頃に、今の半藏門を半藏門口と云ひ、當時半藏門の名ありしを知らるるが、其町は即麹町にて、伊賀町も其分域の遺跡なり、半藏は正成、受領して石見守と云へり。

西念寺（サイネン） 南伊賀町に在り、服部半藏の菩提所にして、其法號を取りて寺號とす、半藏壯年の時（天正七年）遠州二俣城に君命を奉じ、岡崎三郎信康（家康の長男）の自殺に檢使たりけるにや、今も寺中に信康追弔の石塔あり。

坂町（サカ） 箪笥町、北伊賀町の北に接し、市谷の低窪に臨めり、蓋其の市谷本村と相夾雜し居るを以て、之を推すに、本來は市谷の域內なるが、後世四谷の分內に攝取せられしならん。

南向茶話に、麹町六七町目の地と、四ツ谷麹町の事、四方に谷あり、寛永十三年、外郭を造らせ給ふ時、御堀の堀土を以て、東西の谷を埋め平地になりしが、舊名をもて四谷、又坂町ともいふとぞ、田舍物語たりといふ草紙に、御入國の時、今の麹町南側、番町、永田町にすて、本多彌八郎、高木九助外兩人の下屋敷として被下置しかども、御城近きゆゑ、市ケ谷の臺、此原を下し給ふ、表四百八十間に、只四人さし置る故、四谷と云へり、云々ともあり。（武江年表）

四谷（ヨツヤ） 是れ忍町、鹽町（二丁目、三丁目）及び内藤宿へ渉れる舊名なるが、後世沿革して、四谷門より大木戸までの間の總稱となりぬ。四谷の名の古書に見ゆる者、天正日記を初めとす、永祿役帳にも見えず、古村にはあらざる歟。（四谷區の條參考）

天正日記、十八年六月六日、江戸の事色々被仰出、庄兵衛召連、平右衛門、平八郎、くら助三人にて、内々江戸へ下る、よつや五郎兵衛方へ。校註云、四谷五郎兵衛は、淺草村田中右衛門文書に多く見え、四谷のとも、角筈のとも云ひ、關野氏也。

四谷忍町と鮫河谷（スガ）との間に、武藏天王祠あり、近年須賀神社と改め、祠邊なるも須賀町と改む、通街の南なり。（紫一本云、四谷戒行寺谷の、はじめの谷へ下りて、又山へのぼれば、天王の社あり、別當をば寶藏院といふ、わづかなる宮地にて、緣起もなし、四ッ谷に人の家居初りてよりの守社とす）又北に荒木町と云ふは、舊高須藩邸を拓きたる者にて、林泉の遺址あり、俗に津守殿（ツノカミ）と云へるは、彼家の世襲、攝津守（尾張殿の分家）なればなり、紫一本に、津守殿に策（ムチ）の井といふ名水ありと載せたり。

忍町（オシチヤウ） 四谷傳馬町三丁目南側を忍町と云ひ、忍町の裏なる大門町を忍原（オシハラ）とも唱ふ。忍町の西は鹽町二丁目、三丁目にして、大木戸に達す、此邊に笹寺（長善寺）淨雲寺、蓮昌寺等あり。

武江年表云、寛永十年、武州忍の城は是迄御番城となりしが、今年松平豆州侯へ給はり、御城番の面々江戸へ歸りて、宅地を給はりし所を、忍原、又忍町とよへり。○寛永元年、力士明石志賀之助、仁王仁太夫の徒、江戸四谷鹽町（シホチヤウ）に相撲を勸進興行したること、諸書に見ゆ、今の笹寺の境内と云。笹寺は四谷山と稱し、禪宗、元和年中、麟學和尚の開基にして、一名刹也。此邊標高三十五米突、府内に於て最高と稱せらる。

四谷大木戸（ヨツヤオホキド） 四谷通街と内藤新宿の界にあたり、往時關門の設けありて、之を大木戸と云へり、今の永住町（舊

田安殿の別邸を開けるもの）の路傍にあたり、名のみ僅に存る。

江戸砂子云、四谷大木戸は昔左右の谷、至て深林にて、一筋道なり、御入國の頃まて、往還を糺され、七八十年前迄、駄送の米穀、送状なければ通さず、今も町内持の番所なれど、武具の飾り武家番所に同し、江府に於て此一所に限る、一説に、之を霞が關とも、旭が關とも云ふも、出處詳ならず。〇江戸名所圖會云、四谷大木戸は左右共谷にて、一筋道なり、此關にて往還の人を糺問せらる、西の方の往還を横ぎりて、石橋の下を右へ流るゝ小溝を、櫻川と云ふと、霞關山大宗寺、大木戸より二丁餘の處にあり。

　五十にて四谷を見たり花の春、　嵐　雪

大宗寺は今内藏新宿二丁目に屬し、閻羅王の堂あり。〇玉川上水は近年の測定に據れば、羽村より四谷大木戸まて延長十里三十一町餘の溝渠を通じ、大木戸より埋樋と爲り、四谷、麴町、赤坂、麻布、芝（金杉橋以北）京橋（京橋以南）の諸區に分給せられ、飲用の人口十八萬と稱せられたり。又其剩餘の吐水は、船に汲取り、深川區、本所區へ送り給與せられき。（内藤新宿の御苑を參看すべし）而も鐵管布設以來は、更に大に一變す。

牛込區

牛込區　四谷區の北にして、小石川區の南なり、東は麴町區の外堀に至り、西は大久保、戸塚の郊野に至る、地勢高下一ならず、巷街の方向亦散亂す。大略、南を市谷とし、北を牛込とし、其西方大久保村に接するを大久保と云ひ、戸塚村に接するを戸山、早稲田と云ふ、今人口六萬。

大久保　今余丁町、若松町、富久町等に分つ、四谷大木戸の北にして、市谷谷町の谷頭にあたる。即大久保村久右衛門坂以東の高地にして、標高三十五米突を超ゆる所あり、全く村坊羅落にして、商工の家多からず。

自證院　今富久町に屬す、古書には四谷北寺町と云ひ、俗唱コブデラとぞ。又梅木窪の名ありしが、近年富久町の稱を立つ、市谷の谿谷の最奥にあたり、四谷大木戸に近し。

（梅木窪）

江戸砂子云、四谷北寺町、圓融寺自證院は天台宗、寺領二百五十石、尾州靈臺院殿の母公菩提所なり、此寺の山際に穴あり、其穴より涌く水を蜘蛛の井と名づけ、昔土蜘蛛栖める跡なりと、紫一本に載せたり、今穴は山王社の陰にあれど、井は埋めたり、別に本堂の側に井を掘り、之を蜘蛛井と號す、當院は日蓮宗の日順上人開基なりしも、萬治の頃故ありて天台に改む。〇按に、自證院は初め牛込榎町に在りて、法常寺と云ひ、日蓮宗なり、其後此にうつされ、元祿四年、悲田派のことにより改宗せしめられ、圓融寺と改めたり。初め大猷公の女房おふり殿は、會津浪人岡吉右衛門の女、母は龍光尼たあ（町野某の女）寛永十四年、姫君をまうけ十七年に死したり。依りて母たあ及び外祖母祖心尼に、女房の給祿を授けられ、又女房を牛込榎町法常寺に葬り、自證院と諡し、供料二百石を給はる。姫君は後尾張殿に嫁し給ひ、寛文の比、法常寺を市谷へ引かれしこと、以貫小傳に詳なり。

余丁町　又四丁に作る、梅木窪（今富久町）の北にして、徳川氏入國の初めより、組の者（隊士輕卒を云ふ）の賜邸なれば、小巷縦横に區畫せらる。其北戸山に至る間も同じ、若松町と云ひ、牛込原町に接す。或は云ふ四丁とは本四巷を置かれければ歟と、一つ目、二つ目の數へ方あり、其西端（即府市の内外を分つ地）を札の辻と呼べり。

市谷　四谷、牛込の間なる汎稱にして、本來は大久保梅木窪の方より、東北へ通ずる溪谷の名なること著し。今も谷町、片町、本村町より八幡町、田町、船河原町まで一道の溪谷を成す。其市谷見附以北には、彼溪谷を利用して、外濠に改修せられし形狀、今に歴然たり。中世に市谷村と云ひ、鶴岡八幡宮領たりしことあり、今の八幡町、本村町は其村庄の名殘なるべし。近世は市谷の臺地、尾州殿の邸となり、是れ眼目の地なりければ、市谷の稱は廣く其四近に及ぼし、牛込、大久保の諸巷と相交雜したり。市字、或は一に作る。

新風土記云、東京雜記に、往古は市買と書す、是此所に市を立て賣買ありし故の名なりと、又一説に、此邊に谷四ヶ所あり、一より四まで順に呼ぶ、當所其第一なれば一谷と唱へ、二三は其所を詳にせず、四は今の四ッ谷なりと云へり。〇府内備考云、北條分限帳に、太田新六郎、江戸市ヶ谷三十二貫文の地を領せしといふ、又同じき人、江戸中里、市ヶ谷にて二十六貫文の所を知行せしよしも見ゆ、相州鶴岡古文書を見しに「鶴岡八幡宮雜掌佳阿申、武藏國金曾木彦三郎、市谷孫四郎等跡之事、止江戸淡路守押領、任正和元年八月十一日寄進狀、被可沙汰付社家之狀、如件、延文三年十二月廿二日、基氏判、阿波守殿」、是によれば、已が在所の名によりて氏とせる、孫四郎が領地なりしこともおもひ知るべし、又太田家の文書に「私領市ヶ谷四十五貫文地拜領、錢方は辛巳歲、十一□□之定を以、遠山習千世に相渡候訖、年期明に付ては、彼下地可被返下旨、被仰出者也、仍如件、丁亥三月廿四日、宗甫奉之、太田下野守殿」案に辛巳の年

は天正九年にて、丁亥は十五年なるべし、或說に今も長延寺谷とて、よほどの谷あり、それらをさして市ケ谷といふと、まさしきを知らず。〔改選江戸志〕

市谷の谷町、片町は大久保の東にして、地勢溪谷を成し、昔は沼澤なりしと云へり。監獄は谷町の西にして、自證院の東北に隣す。仲町とは谷町の北なる高地にして、市谷臺の西に連なれり。

河田窪 大久保の東にして、市谷谷町と仲町の高地を隔てて、其北にあり、即牛込辨天町、早稻田の方へ降下する細流を經絡とし、今河田町、[illegible]町、藥王寺町等に分つ、本來は牛込の分內たり、紫一本云、河田窪を牛込南寺町とも云ふ〕其西北の高地を牛込原町とす。

江戸砂子云、牛込川田窪の月桂寺は、鎌倉圓覺寺末、寺領百石、元亨安寺と云へり、開山乙未戊、喜連川足利義[illegible]の尊卑、月桂院、八十八歲にて逝去、此に葬る、由りて改號す、藥王寺も同所に在り、稻荷山東光院と云ふ、寺領百石、眞言宗、往古は市谷御門の邊に在り、元和年中今の境內に移る、當寺を茶之木稻荷神と云ふ、茶之木稻荷は今市谷八幡宮の境內に在り、此寺ももと境內にありしならん〕〔寛保舊說云、月桂尼、初め太閤秀吉公に宮仕し、江戸大御臺(崇源院)にも、京都よりの御[illegible]みに付、江戸へ下られ、折々大奧へも御心安く[illegible]出入、河田ヶ窪にて其地を下されしかば、其身に給ふ所の[illegible]、開寺領につけ、一寺建立し、足利の末[illegible]氏公を正中に安置きて、左に古河[illegible]氏、右に[illegible]公を位牌に書式たり、當地に[illegible]を安置するは、月桂院のみとぞ〕

（藥王寺）

市谷臺 今陸軍士官學校、及び砲兵營と爲る、昔尾州徳川殿の邸たり。臺地は高凡三十米突、南は市谷本村町、北は長延寺谷、谷十五米突許を降る〕西北は仲町、河田窪に至る。

市谷八幡宮 市谷本村町の東北にして、市谷臺の東端に在り、正和元年、[illegible]市谷孫四郎[illegible]進の事、[illegible]八幡宮文書に見ゆれば、彼社の別當とす、[illegible]の說[illegible]あるも[illegible]にあらず。

江戸[illegible]云、尾州家市谷の屋敷は、其初め甲賀者へ[illegible]りし宅地なりしを、明曆[illegible]後に、尾州家邸と爲る、土人小栗原と呼びたりし地なり、八幡宮も宅地繩張の中なりしが、土人[illegible]のために、邸外とせられたりとぞ〕〔[illegible]說、市谷八幡も文明年中太田氏の勸請にて、攝州多田八幡の分祠なりと云ふは疑ふべし、例の附會に過ぎず、正和の古文書に合考するを要す。

市谷八幡の北なる高臺を[illegible]とふ、市谷臺の東北隅にして、[illegible]に長延寺谷を下瞰せり。市谷田町は、八幡町より[illegible]町へ入る[illegible]にあたり、外濠を境繞す。[illegible]田町は、田町二丁目より入る者にして、牛込見附に至る間とす。○市谷田町は、江戸の中世には、山手屈指の繁華にして、八幡境內には[illegible]も多かりしと云ふが、近年には衰寥の閑巷なり、冷熱の變を見るべし。

長延寺谷 市谷臺の北なる窪地にして、其谷口を田町一丁目とし、[illegible]町、[illegible]町、加賀町等あり、其加賀町は[illegible]高くして、市谷臺と牛込臺の相連なる、[illegible]にあたる。

田町二丁目より、長延寺谷の北の[illegible]を、牛込臺の方へ上る坂を、[illegible]坂と云ふ、今佐土原町と稱するは是とす、[illegible]二年二月、[illegible]と云ふ浪士、此邊に住みけり、[illegible]、牛込御門の邊に、源八、十六歲にて[illegible]あり、[illegible]、あたれ[illegible]から[illegible]のかたきうちときてもそのち[illegible]されにけり〕

當時大[illegible]、源八も伊[illegible]へ[illegible]さればわば也、評議、[illegible]在りし〇加賀町は[illegible]加賀屋敷と云ひ、牛込臺と共に、[illegible]諸士の賜邸たりき

牛込 [illegible]坂南北の地を總稱し、[illegible]は[illegible]の二部に分る。高地は南方にして、牛込臺と稱すべく、低地は(古の小日向村の域內)北方にして、江戸川に緣れり。其中間に、神樂坂より早稻田に至る街路ありて、之を通[illegible]とす。

[illegible]土記云、牛込村は古へ廣き地界を籠めたり、今の市內なる牛込の町々、及び早稻田、中里、戸塚辺、總て當村の境域なりしが、[illegible]入の後、年を追ひて武家及び寺社の拜領地、又町屋となりし故、耕種の田甚少し、當村は往古[illegible]の地にして、駒込、馬込など云ふ者と同く、昔牧ありし處と見ゆ、込は細字にて多く集る意なり、又も牛の多く居りし所なれば名付しと、北條役帳に「江戸牛込、六十四貫四百三十文」、大胡[illegible]行なる由記せり、牛込[illegible]に、上野國大胡住人、[illegible]郎重治、當國牛込に移り、北條氏康に屬し、重治の[illegible]宮內少輔[illegible]行が時、天文二十四年、氏を牛込と改め、當村及び[illegible]ヶ村、[illegible]田、其餘若干の所領ありけりと、又天正十八年制札に、武藏國荏原郡[illegible]の內、牛込[illegible]とあり、往[illegible]郡と記したに、[illegible]、早[illegible]の間、誤り記せしなるべし。

神崎牧址 この牧は延喜式、武藏國神崎牛牧とある者なるが、其地後世に傳へず。牛込といふは、牧牛地の謂ひなるに就きて、今假に此に揭くと云ふのみ。〇燕石雜志云、牛込、駒込は[illegible]にも見えたり、往古牧の遠なるべし、[illegible]なる馬[illegible]牧の遠なり、目黑、目白、目赤は往昔牧の駒を出せしその毛色によりて名とすと、徂徠翁も既にいへり、この外に私に[illegible]ひたてたる牧務ありけん、[illegible]も牧の馬を[illegible]ならはしたる[illegible]にてあらん。

神樂坂 牛込見附の西にして、牛込通町(肴町、寺町、矢來町)の口とす。此坂と並行にして北に[illegible]坂、南に[illegible]坂[illegible]に行人坂、[illegible]と云ふ、逢坂あり。[illegible]子坂の下を[illegible]町と云ひ、其河岸は[illegible]なれど、[illegible]田川

の潮汐之に進退し、舟の出入自由なり、山手に於て終極の航路とす。

江戸名所圖會云、神樂坂は牛込御門外の坂をいへり、坂の半腹右側に、高田穴八幡の旅所あり、祭禮の時は神輿此所に渡らせられ、其時神樂を奏する故に此號あり、又輕子坂あり、その坂下なる御濠端の町家を、揚場町と稱ふるは、此所迄船の通行ありて、此所より荷物を揚る故に、揚場の唱あり、且此地に多く輕子の住居ある故に、また坂の名とせりとぞ。○江戸砂子云、牛込神樂坂の少し西に行人坂（ギャウニン）あり、俗に幽靈坂と云ふ、其西に逢坂あり、古き物語に、奈良帝の御宇に、小野武藏守美佐吾、此にて玄及藤（サネカツラ）と云へる美女に逢ひける山つたふ。（今按、このされかつらの話說は、逢坂の地名につきて、古歌によめる「逢坂山の玄及藤」の故諺を假りて造れるならん、原名は大坂なるべし、船河原町の坂也、新坂は若宮町の坂也、紫一本に、逢坂及び堀兼井の話說あり、即遺迭子の造意歟）

行願寺（ギャウグワンジ）　今寺邊を肴町、寺町と云ふ、安養寺、（藥師堂）善國寺、（毘沙門堂）など皆此邊とす、近年人家密布し、殆寺字を沒却す。○瀨田問答云、江戸の寺社の地に、山猫とて、隱賣女を置候事、初めはおどり子にて、牛込行願寺邊より事起り候、猫の號を顯はし候は、元文の初より寛保年中へかけ、專に覺申候。

船河原（フナガハラ）　今船河原の名は、神樂坂の南、市谷田町に接し、僅に町名にのこる。昔は神樂坂下、揚場町をも船河原と呼びしごとし、江戸川に架する橋を、船河原橋と呼ぶにて、其指斥する所の廣狹を知るべし。今船河原橋に並行し、水道大鐵管を架せらる。船河原橋、俗にトンド橋、一名仙臺橋。紫一本云、牛込御門より直に肴町へ上るを、神樂坂といふ、牛込御門の堀までは、淺草橋よりの汐さし、船の進退自由也、先年仙臺殿に仰附て堀せられ、江戸川を此堀へ堀落し、橋をかけ仙臺橋といふ、此橋の水急に落る故水音高し、夫によりどんどろめきの橋といふ。○新見隨筆云、昔は牛込の御堀もあらで、向ひ並びの屋敷をさして、番町方といひ、牛込方といへり、その間道中百間草茂りて、夜ごとに辻切などありしとぞ、その後牛込の御門もいできしなり、萬治のころ松平陸奥守綱宗仰をうけて、淺草川より柳原を經て、御茶の水通り吉祥寺の脇へかけてほりぬき、牛込御門の際まで堀しかば、はしめて牛込へ船入もいでき、このほり上たる土を以て、小日向の築地、小川町の築地成り、武士の居やしきもたてり、この築地ならざる前は、赤城の明神より目白の不動まで、家居一軒もあらで、田畑ばかりなりしが、是より武士の屋敷商人の家居も出來たり、この北の堀普請は三年歷たり、その間晝夜を分たずその功をなせしといふ。

牛込臺（ウシゴメダイ）　神樂坂の西南なる高地に名つくべし、市谷臺に對比せる者にして、今御徒町（オカチ）（北町、中町、南町に分つ）拂方町（ハラヒカタ）（市谷砂土原三丁目も之に入るべし）納戸町（ナンド）、山伏町、二十騎町、甲良町（カフラ）、箪笥町、岩戸町等是なり。其西堺は河田窪、燒餅坂（ヤキモチ）（柳町と云ふ）に至り、南堺は長延寺谷、加賀屋敷に至り、東堺は市谷田町に至る。舊は幕府諸組の士卒に給せられし宅地なるを以て、大郷少し。近年神樂坂通町（肴町）より、岩戸町、箪笥町、山伏町を貫きて、河田窪に至る大路を改修せらる。一書に、牛込臺の東北なる袋町の邊を、天文年中の牛込宮內少輔勝行の城壘址なりと云へり、此邊は標高二十乃至二十七米突に隆起す。

津久戸神社（ツクド）　牛込通町の北なる高崖の上に在り、其下なる平地は津久戸前町、宮比町、新小川町（シンヲガハ）、東五軒町等に分つ、大略古の小日向村の域內とす。其社邊をば白銀（シロカネ）、八幡の二町に分つ、津久戸神八幡神、二祠一境なればなり。諸書に八幡を以て、築山（ツクド）の地主神といへり、天正十八年日記に「つくとの別當參る」と載するは、八幡別當成願寺のことなるべく、津久戸と云ふも久しき名也。永享記に、太田道灌川越城の乾の方に、氷川大明神あるになぞらへ、江戸城の乾に、津久戸大明神を祝ひ申とあり、今津久戸明神は牛込に在り、田安の明神を此地へ移し奉りたる也、遠き事にあらず、初めより津久戸明神と申たるを、田安に御社ありしにより、田安とも申たるにや、但牛込津久戸山も久き事にて、此山に津久戸八幡あり、永享記に津久戸明神と書たるは、後世に書たるにや、津久戸山は元八幡の社地也、田安明神へ借して勸請したるなりといふ。（紫一本）

(新小川町)

江戸名所圖會云、津久戸明神は牛込築戸銀町に在り、此地はもと牛込村と小日向村との界にして、當社の方は牛込に屬す、相傳ふ、天慶三年庚子、相馬將門誅せられし後、其首級を當國江戸平川の觀音堂へ移し、是を齋て津久戸明神と稱すとぞ、築戸八幡宮と云ふも明神の宮居にならぶ。○築戸明神は初め田安臺に在りしを、元和三年に今地へ移されしと。（武江年表）江戸往古圖說に、築土明神は、太田道灌、文明年中に、川越城の氷河明神に准し、乾隅に祟むとあるは不審。又築土を將門の神靈とまをすもこゝろ得かたし、例せば神田明神の如く、將門の靈は後にあはせ祭るもの歟。（燕石雜志）又宮比町（ミヤビ）とは、築戸の宮邊の地なれば、かく名つけしにや。新小川町（シンヲガハ）は神田小川町に對する名にして、江戸川に囲れる地なれば也。江戸川は舊名小川とも云ひ、神田川の疏通成らざりし時は、此邊より東南駿河臺の南なる小川町の方へ流れしことは、神田區小川町の條にいふごとし。○府內備考云、寛永のころまでは、御鷹野休息のため、牛込に假の御殿ありしなり、小日向邊はそのころ田畑なりしを、此山を崩し築立しと。（南向茶話）慶安記には「元年戊子二

月、大納言君、牛込御殿へ成せられ一云々、後空間の地となりしかば、萬昌院などうつり來りしなるべし、寛文十二年のころはや此寺あり、今も築土八幡山の西の方を御殿山と唱ふ（萬昌寺は津久戸山の西に在り）

牛込の赤城の森のもみぢ葉いろるな日毎にかぞへてまたむ、　紀　成

赤城神社（アカギ）　津久戸社の西なる高崖（標高二十米突）の上に在りて、祠邊を赤城元町と云ふ、其下なる平地は赤城下町、西五軒町、築地町、改代町、水道町、古川町等とす、是亦大略、古の小日向村の域内とす、凡赤城、津久戸の下、江戸川に繞れる平地は、元小日向村の水田にして、西は中里、早稲田に連なり、頗平夷の地たり。萬治の頃より、武家屋敷に分給せられ、間袴に變す、而も改代町附近のみ、商工の住居に充てられ、築地町は濟松寺領たりき、五軒町も赤城祠の東北麓に、數戸の商店ありしのみにて、他は皆武家屋敷たりきとて

江戸名所圖會云、牛込赤城神社は、祭神上野國赤城山と同神にして、本地佛は將軍地藏尊と云ふ、往古大胡氏深く此御神を崇敬し、始め當地に勸請して近戸明神と稱す、其子孫重泰、當國に來りて牛込に住せば、重光の志を繼て勸請なし奉るといへり。〇人貞寶誌云、牛込赤城明神境内に、古板碑あり、長三尺餘、幅八寸許にて、上に梵文三所に刻まれ「池中蓮華、大如車輪、青色青光、黄色黄光、正安三年辛丑、五月廿五日」と、其下に刻みたり。〇寺要日記云、明曆四年、太掩町の古手、赤坂、小日向等を築地にせらる（寺内備考）

改代町（カイダイ）　赤城社の北にて、江戸川に接す、萬治以後、早く町屋となりき、改代とは改代地の義なり。〇享保十三年、江戸大水記云、申の八月二十九日、夜八ッ時分より雨降り出し、翌日も降續く、二日四ッ時過より北風吹き、雨ますく強く、目白下、關口、水道町、古川町、改代町の方より大水いづくとも不知、急に押來り、夜に入り小日向筋の武士町、水急に押込、疊などをつみ其上へ登りけれ共、猶其上へ水上り候故、天井を破り上り候、小石川御門近邊、水戸の御屋敷廻り、牛天神の下に、洪水高さ壹丈二尺程といへり、橋は大小悉く押破れて流れたり。〇紫の一本云、牛込改代町に田中寺あり、大猷院樣御鷹野へ出御の折、寺号の事に候へば、名もなき山中上候へば、面白き御意じ候選、是は田中の一つ寺なれば、田中山田中寺と可申由、上意により、今に至りしか號す、町も出來し家づづきなれども、西の方は田なり。

矢來（ヤライ）　今矢來町と云ひ、神樂坂通町の西に屬す、酒井家の邸ありて、其柵（柵をやらひと云ふ）邊を矢來下町（ヤライシタ）と稱せるに起る、牛込臺の西北に連なり、辨天町、中里に至る。酒井邸（若狹小濱藩）は牛込の出里と稱し、其西南へ一南榎町と稱する地）は幕府諸組の隊宅たりしが、御先（オサキ）手の宅殊に此間に多かりき。

中里（ナカザト）　赤城下町の西にして、今中里町、山吹町、天神町等に分つ、矢來下より北、關口音羽に通ずる條路之を貫ぬく。中里とは牛込中里の謂ひにや、北條役帳に、大田新六郎知行、廿貫六百文、江戸中里、市谷喜三郎分と載せたり

濟松寺（サイショウ）　中里の西、榎町に在り、榎町は正保圖に大榎の字記ありて、青龍門前町の一名に起る、河田窪、辨天町より來る加二川、寺境の西北を流る。〇砂子云、牛込濟松寺は寺領三百五十石、開山京南和尚、開基祖心尼、兩尚に祖風達あり。〇今按、祖心比丘尼は、美濃國稻葉氏の出、牧村某の女にて、加賀の士町田某に嫁し、又町野某に嫁したり、三代大猷公の時、其外孫なおふり（自證院）營中に召され寵せらる、祖心も出て營中に出頭し、牛込の田三百石を給はる、大猷公薨去の後、公の冥福を牛込に建て、寺を濟松寺といふ、慶安二年祖心死す、壽八十八。〇一書に、大友氏の村莊は濟松寺の邊にあたり、義統も慶長年中退老して此にて卒すといへり。

寺牒餘錄後編云、大友家由緒、豐後を本國とし、左兵衞督義統迄、廿一代相續仕候事、義統嫡子大友宗五郎義乘、叙五位任侍從候、文祿二年退國之後、權現樣被召仕之、常州筑波三千石、武州牛込三百石之地拜領仕候、浪人衆と申之、今之高家衆之事候。

宗參寺（ソウサン）（天然）　濟松寺の西にして、寺邊を辨天町（ベンテン）と稱し、辨天の小祠あり。此は河田窪、築土寺町より來る細流の貫通する所にして、其谷口にあたる。彼流を加二川と呼び、之に架する轟（トドロキ）橋は、宗參寺と濟松寺の間にて、早稻田への街路にあたる、貞享圖に「此邊どどめき」と標すとあるも此地とす。

砂子云、雲居山宗參寺は曹洞宗、吉祥寺末にして、開山育榮禪師、牛込勝行、天文十三年建立す、其父大胡重行の菩提所にして、重行の法謚を實翁宗參といふ、重行は上野國大胡城主にて、大胡太郎重俊六代の孫なりしが、此に來り牛込城主となり、勝行に至り、牛込氏と改む。〇宗參寺に山鹿甚五左衛門素行の墓あり、素行は牛込に住し、此寺歸依ありしこと、配所殘筆にも見えたり。

牛込原（ウシゴメ）　今原町、喜久井（キクヰ）町、及び若松町、辨天町等となる、牛込の西偏にして、河田窪、辨天谷の彼方に當り、戸山、戸塚に接して、別に一帶を成す、（宗門寺あり）大江年表云、寛永七年、小濱誕生寺にありし有引置節の像を、牛込寺國寺へ移す。〇牛込原町の邊に、根來同心の宅多かりき。一書云、根來百人組京進退頭は、もと紀伊根來の僧兵にて、成願院大納言坊といふ、豐臣太閤の根來寺を攻めしとき、此徒一山の法師等を引連れて濱松に參る、是徳川家の根來同心の始めなり、元和元年、愛染院長算、峰重と共に根來組五十人の長となり、伏見の城を守る、其後に至て、根來同心を江戸にうつさる。

戸山(トヤマ)（外山）

今町名を下戸塚(シモトツカ)と云ふ、戸塚村の舊處なれば也、牛込原町の西、大久保若松町の北なり。其大部は陸軍戸山學校の占有に屬す、即ち尾州家（德川氏）の別莊なりき、寛文中創置、和田の外山と云へり、紫一本云、和田(ワダ)の外山(トヤマ)は高田の中なり、尾張中納言光友卿の御下屋敷となる、東に天神山あり、北にはみやうが澤と云在郷ありて、爰に七面明神有けるが、其在郷山より、大久保まで御搆に入り、天神も七面も替地被下、他所へ移る。○按するに、戸山の山莊のことは、古人「戸山の春」「戸山の紅葉」「戸山の莊の記」紀平洲戸山山莊二十五景詩などに詳なるが、近年變革して、殆其跡を辨すべからずと云ふも、猶泉石の舊に仍る者ありとぞ。二十五景とは餘慶堂、茯苓坂、琥珀橋、養老泉、傍花橋、随柳亭、望野亭、松隱里、古驛樓、世外寺、種德場、雨臨堂、修仙谷、臨迷亭、錦明山、鳴鳳溪、竹猗門、小廬山、吟涼橋、古道岐、拾翠臺、臥龍溪、彩雲塘、清纓川、玉圓峰等を云ふ、中にも古驛樓といふは、在郷家とも唱へられ、其景狀は馬次の家に宿駕籠をならべ、町の間に大日堂あり、其驛樓と云ふは目だちて廣く、宿のさまとも見え幕打廻し、表は製藥をあきなふさまして、金地の看板に、朱をもて寄濟丹と書たり、幕にそめて龍眼丸、荔枝丸などゝあるもをかしかりしと云ふ、しかるに享和三年延燒、文化十二年再建、町屋家數、古驛樓はしめ都合三十六軒、間數數百十三間半「蕭條古驛斷人行、日落寒洲水鳥鳴、豈識名園餘此境、醉遊還動旅遊情」平洲。

高田八幡宮(タカダハチマン)

戸山の北にして、今社邊を高田町と稱し、一丘に倚れり。其鳥居前の小溝を山吹(ヤマブキ)川と云ひ、戸山より流れ出て、早稻田へ灑ぐ、馬場下町は祠前の舊馬埒ありし所なる歟、今は牛込通町より戸塚に達する孔道にあたる。

高田、戸塚、大久保は其地域古來混雜して、江戸川麥見橋の南北にわたれり。殊に戸塚村に高田馬場、高田八幡の名あるも、今は下高田村の管內に非ず、又上高田は西に離れ、今野方村の大字に遺る。「高田八幡は、延寶六年棟札に、豐島郡牛込郷、光松山放生寺云々、元祿十六年棟札に牛込郷戸塚村、光松山云々」豐多摩郡戸塚を參考すべし、近年は下戸塚の稱起り、遂に麥見橋以南の地を割きて、全く戸塚村へ屬せしむるとなる。○江戸砂子云、高田、又戸塚と云ひ馬場あり、昔日頼朝卿、隅田川合戰に勝利あり、此所にて勢揃ありしと、馬場の南、尾州公御山屋敷へ行く道、畑の間に幅四五尺計の道あり、往古板橋より鎌倉への往還とぞ。○新風土記云、高田八幡宮は穴(アナ)八幡と號す、神躰は御右筆大橋龍慶、靈瑞を得て、牛込の古蹟を以て彫刻し、寛永十九年、多摩郡中野寶仙寺住僧秀雄、開眼せる由裏銘あり、大猷院殿御放鷹のとき、當社へ御立寄あり、此年嚴有院殿御誕生あり、又別當良昌多夢を蒙りし次第を聞召され、殊に當社を御崇敬ありて、慶安元年、本社以下諸堂社に至るまで、悉く建立あり、別當放生寺。○八幡の北、早稻田大學との間に寶泉寺あり、淺間祠、稻荷祠の別當にて繁榮せしが、今は僅に境地を遺すのみ。新風土記云、寶泉寺は天台宗、稻荷社の別當なり、水稻荷と號す、當寺舊記、文龜元年、權那、上杉治部少輔入道朝臣云々とあり、又上杉系圖異本に「治部朝臣、文龜元年依靈夢、江北高田郷、戸塚村稻荷大明神勸請、今寶泉寺境內戸塚稻荷是也」とあり、又當社の棟札なりとて、これも其寫しを藏せり、其文に天文十九年庚戌二月、北條氏綱之時代、牛込主膳時國再興、大僧都別當寶泉寺坊秀寶云々とあり、淺間社、高さ三丈余の假山上に在り、安永八年の勸請にて、山は奇石を疊みて築立て、頗巧を極めたり、里人高田富士と云へり。○紫の一本云、戸塚毘沙門山は、高田の穴八幡の東にあり、此所古木多く枝しげり、涼しき山なるに、見おろせる田畠廣く、江戸川の流れ見えて、牛込山のしげみが中に、所々家居も見え、限りなき眺望なり、何方よりも此山にて郭公のはやく鳴く、

村雨に通へる琴に引かれてや初ね高田の山郭公。

高田馬場下の來迎寺、庚申塚の碑に、湯原郡と刻み、同所誓閑寺の鐘銘にも、荏原郡とありとぞ、「府內備考」これは近世の誤めのことなるべけれど、郡界の錯亂、稱謂の轉訛を想ふに足らん。

早稻田(ワセダ)（山吹川）

今早稻田町、鶴卷町等に分つ、高田馬場より東北、中里(ナカザト)、辨天に至る總名にして、其北は江戸川關口町に至る。山吹(ヤマブキ)川之を貫流し、大半は田郊とす。されど近年大隈家邸、專門學校等此に在るを以て、士庶來跡、新に汙田を修治し、巷路を通し、家宅を置く者多し。新風土記云、早稻田は元牛込村の地にて、村內多く蘘荷を植ゑ、府內にひさぐ、之を早稻田茗荷と稱ふ。又云、高田馬場の北、茶店の後方を山吹里と唱ふる說あり、これは俗說につたふる、太田道灌狩に出で農家に立寄雨具を借らんとせしに、其家の少女山吹の花を折て出せり、道灌それより心を歌道にとどめ、彼少女がことを賞歎し、此所を山吹里と名付しなどあれど、慥ならず。○山吹川は戸山、大久保の方より來る細溝にして、早稻田を經て中里の蟹川に合ひ、小日向古川(フルカハ)町に至り、江戸川へ會注す、山吹町は即彼俗說に因みて設けたる近年の新名稱なり。此川は里俗カニ川と云ひ、一書に金川、又蟹川と記せり、然れども市谷河田窪の方より中里に至る者をも蟹川と云へば、相分たざるべからず。新風土記に、一本橋川は、戸山邸より出て、早稻田へ流れ戸山落堀とも云ふとあり、山吹川のことなり。○新風土記又云、牛込赤城神社舊蹟は、早稻田村の東にあり、もと赤城森ととなへ、小名椚元(クヌギモト)の田間、木立ある田島也、今も社蹟六十坪餘は

除地にて、石の小祠を置き、銘に寛正二年建立の由を刻す。

（小日向）

日頭郷（ヒノト）

和名抄、豐島郡日頭郷、訓比乃止。(高山寺本、訓比乃度。)○今宵內なる牛込區、小石川區、及び戶塚村、高田村などにあたる、牛込、小石川兩區にわたり、小日向（コヒナタ）の名のこる。

新風土記云、今日頭の郷名なし、山岡明阿が考に、小日向は日頭の轉訛ならんといへり、小日向は江戸川の兩岸にわたり、牛込小石川兩區、分屬すること今も然り、地形を觀るに、江戸川北なる高臺は、小日向の丘にして、下なる平田は早稻田に連なり、良好の耕田とす、往時民人の夙く此に占居開拓せるを想ふに足らん。日頭は日向と一語の相轉たることも疑を容れず、但しヒナタといはずして、小日向と呼び、大日向の對稱なきは、精解釋に苦む所とす。或は疑ふ、大小の對稱ありしが、後世其偶匹を失へるにや、又小日頭とあるべきを、地名二字の法に拘束せられ、小て二、龍驚、討粹にあらず）を削りて、日頭と定められしにや、此兩皆いぶかし。

（小川）

江戸川（エド）

井頭（ヰノカシラ）川の末にして、落合村（豐多摩郡）に於て井草川を容れ、目白臺の下に至り、江戸川と云ふ、又上水道を分派する所あり、堰を設くるを以て、關口の稱あり。（此上水は往時の神田上水なるを以て、關口より以上の上游には、井頭川をも神田上水と呼ぶをありし）宵內に入り、關口以東、船河原橋に至るまでを、専ら江戸川と稱し、其間に一屈折あり、（牛込新小川町の北）大曲（オホマガリ）と稱す。船河原橋以下には、神田川と呼び、潮汐上下して、通船自由の江渠と爲る。

江戸川は昔名小川とも云ひ、船河原より東南に流れ、駿河臺の南へ出て、末は平川へ落入りし也。元和二年、駿河臺の高地を排開し、船河原より東へ新江を通す、之を神田川と云ひ、水脉一變す。已にして上水道成り、關口を設けられしより、小川は上水の餘剰を承くるのみにて、従昔態を失ふ、江戸川の名は其比より出でて、遂に小川の號を去り、僅に町名（牛込新小川町、神田小川町）に小川を遺すのみ。

（大曲）

宵內備考云、江戸川は今は神田上水の枝流なり、關口水道町の西にて分流し、東流して中の橋、龍慶橋の中ほど、大曲りといふ處より少し南流となり、船河原橋（舟河原とも）を過て外堀に落入れり、按に、此川今く上水の枝流とすれど、寛長以後の事なれど、古くはかくにはあらざるべし、其邊も古くの地なれば、昔村落なりし頃より、用水の川ありて、上水堀割の時、たまく此川に餘水を落せしにあらずや、（新編風土記云、江戸川は神田上水の分流にて、この水路は往古關口の邊にては、今より南に寄りて流れしが、承應の頃水路を今の如く改め、關口に石堰を作り、二流に分派し、一は神田上水なり、一は其南を一水に溝にて東流し、大洗堰より屈曲して南に流る、これ江戸川なり。）

白鳥（シラトリ）池はたまたまの西南の方なりといへど、詳なることをまちず、〔改選江戸志〕中の橋の下の曲江の處は、むかし大なる池にて白鳥池と號す、後に次第にうづもれて、そのなごりの池は、今も久永氏（近年岡田氏）の宅にのこれりき。安政乙卯、七月十四日、予の舊廬にありし地震、明る十五日の夕つかた、幸衛に出し、皆なふるび瓦を落し、あやしき家などは見る間に倒るゝも多かりき、四日目に見れば、池は此の如く裂けつゝ、其中にしも小日向の江戸川の岸の道、三尺計り裂け開きけり。〔破窯記〕

小石川區

小石川（コイシカハ）

舊城（麴町區）の北、牛込、本郷兩區の中間に居り、曾外高田、巣鴨の二村に連る。其地域、南に江戸川を帶び、岡陵之に平行して馳せ、東なるを小日向臺（小石川臺とも）西なるを目白臺といふ、此臺の下に神田上水の古道循在す。小日向臺目白臺の間なる谷町を音羽（オトハ）と云ひ、音羽の北部を大塚といふ。白山臺は小日向臺の北東に在りて、本郷臺（本郷區）と相並ぶ。小石川の一水は巣鴨村より來り、小日向、白山二臺の間を流れ、江戸川へ入る。今人口六萬五千。

―◆―

目白臺（メジロダイ）

舊高田村の內とす、高田村停車場（目白驛とも）いふ）より音羽九丁目に至るまで、約三十丁、東西に連亘し、江戸川を前にし、雜司谷を後にし、形狀小日向臺に同じ、此臺地の西一半は高田村の保有に係るを以て、今日市內とす。（關口町、老松町、此二町は舊名四家（ミツヤ）町といへり）雜司谷町、關口臺町、駒井町等に分れ、最頂は高さ十米突。

目白不動堂（メジロ）

東豊山新長谷寺と稱し、眞言宗豐山派に屬す、目白坂にあたり、音羽關口の上なる高崖に居る。○江戸砂子云、目白不動堂は、其法大師、羽黒湯殿山龍澤（コサハ）の瀧に遁れる二體の一軀として、中興は祐誓長谷寺妙音院僧正（小池坊）にして、元和四年の事とす、寛永の頃、將軍家御鷹狩の時、城南目黒不動堂に對し、目白と呼ぶべしと鈞命ありしとなり。○不動堂の西、蓮花寺の邊を椿山と呼び、景勝なる、近年山縣氏の別邸と爲る、其內は細川氏邸也。

關口（セキグチ）　目白坂の下に神田上水の關堰を設け、節制を爲さしめたり、地名之に由り起り、目白坂の上を關口臺町と云ひ、江戸川の南岸、早稻田中里に接する新地を、水道町と呼ばる、此邊標高凡六米突。

神田上水堀、幅五間餘、中間に堤を築きて二派に分ち、一派は上水となり、一派は堰を設て江戸川に注げり、上水の流れ、分派より五十間許を經て、餘水江戸川へ沃ぐもの二あり、里俗關口の瀧と稱す、一は幅九尺、一は水幅五尺程、瀧壺いと深き故、俗に擂鉢の瀧と稱す、此上水は御打入の後幾程もなく堀通せられし事は、武德編年集成等にも載たり、其頃は村の中程を流て、小日向古川町の方へ沃ぎしとなり、今も纔に小渠殘れり、古川町は則川跡を埋立し所とす、今の如く直流となりしは、承應二年よりのことなり、大洗堰、石にて築き疊み、大略長十間、幅七間の内、水口八尺餘あり。（新風土記）○江戸名所圖會云、關口は目白の崖下にして、承應年神田上水を疏通せられ、此に大洗堰を造りたまひ、今に依然たり、龍隱庵は芭蕉翁の古跡とす、翁は松尾甚七郎といひ、藤堂家の士たりし比、此上水堀割のとき此地に役務す、後世俳諧の門弟其舊跡を失はんことを憂ひ「五月雨に隱れぬものよ瀬田の橋」といへる翁の短冊を塚に築き、五月雨塚と號す、又芭蕉翁の師なる、北村季吟翁別莊舊地も、目白の臺の上にあり、此邊時鳥の名所なり。

　關口と云所に別莊を求めはべりて　　季吟

住つかぬ我宿とはぬ時鳥もとのあるじをしたひてやなく、

關口より水戸殿まで十八町の上水道は、從前白堀なりしを明治の初年に修理して底樋の埋堀とせらる、白堀とは尋常の渠溝にして、土石を以て覆蔽せざるを云へり。

音羽（オトハ）　關口より北へ、大塚護國寺までの直路を云ひ、九町に分ちたり。左右は目白臺、小日向臺の高岡に擁閉せられ、一線の谷町をなす。元祿中、護國寺を建てられし際、新規に開きたる街坊なり、俗にオトハ九丁と呼ぶ。

天保紀事飛鳥川云、大塚護國寺門前の音羽九丁は、續ける茶屋に妓女も多くして、寬政の昔、西國三十三番の札所は、廢き山を切て小堂を置き、春秋の詣で處、遊客も杖を引きけるに、山中飛び／＼の小庭なれば、他間を隔て、破戒の僧徒、陰婦密會の惡事あらはれ、質み請て貸たる老法師までも追出され、講中も放れ、後には賽錢箱に鼠巣を作り、柱のみさびは寂寞を招く、此頃（天保）の改りに、九町の妓は追はれ、櫻木町の咲川に、賑しき春も來ず。

護國寺（ゴコク）　音羽一丁目の北にして、門前を青柳町といふ、元祿中、幕府桂昌院尼の本願に因り之を興す、眞言密教の大精舍にして、新義派に屬し、弘法大師筆明王の畫像を傳ふ。近年此寺の西界を割きて、陸軍墓地に供せられ、東界に御陵墓を置かれ、山内の形狀稍變す（護國寺の地は、元大塚村の中なりと云ふも、其岡陵は西、雜司谷の方へ延亘し、大塚の高地と相離る）

江戸名所圖會云、護國寺は神齡山悉知院と號す、本堂、如意輪堂の二宇、本尊共に瑪瑙石の觀音とて、此像石は元祿中、前川道壽異邦に渡り持來りしを、上州黑瀧山の潮音に授與し、潮音より大奥へ進めて、桂昌一位尼公崇敬し玉ひし由、事跡合考に見えたり、當寺は延寶九年、上野國八幡別當、大聖護國寺の住持法師亮賢に、高田藥園の地を賜ひて造營す、依て大聖護國寺と號せしを、一位尼公大塚に移し建立せらる、是より江戸密乘最大の梵宇となり、寺塔の結搆備れり、春時は櫻花爛熳として、地勢頗京洛の御室に髣髴たり、或は云ふ、此寺は京の清水寺を摸さるゝ故に、前の町を音羽と名付くとぞ、（昔の本堂は、今の舞臺をまうけし堂宇なりといへり）、當寺には桂昌一位尼公の遺物を收めらる、今に至つて金銀を鏤め、其結搆齡筆にのべがたし、又筑波山護持院は、寺領千有五百石を附せられて、今護國寺の境內にあり、其始め知足院宥俊は、筑波山中善寺の住持なり、慶長の始め、德川家の祈禱者となり、貞享元年湯島切通に知足院を立つ、今の根生院の地なり、隆光住持の時、五代將軍の歸依淺からず、神田橋外に讃塲を新造し、護摩堂、祖師堂、觀音堂、經堂、灌頂堂、鐘樓堂、二天門、坊舍に至るまで善美をつくす、即隆光を開山とし、權僧正に任ぜらる、又護持堂を建立ありて、釋迦佛を安んぜらる、然るに享保二年火災ありて、堂塔一宇も殘らず燒失しければ、其寺峽を護國寺に賜ひ、寺中に護持院を置かる。○護國寺の後、廟（オムマヤ）島と字する墓所に、室鳩巢、柴栗山、古賀精里、尾藤二洲、古賀侗庵等を葬むれり。世に儒者すてばの名あるも奇なり、豐島岡御墓所の東隣にあたる。

豐島岡墓（トシマガヲカ）　護國寺の東隣にして、舊護持院の跡とす、近年舊墟を掃除し、修理して垣墻を繞らし、帝室の葬所に定めらる、皇子皇女の數葬あり。

大塚（オホツカ）　護國寺の邊より、小日向臺の北部に及ふまでの總名にして、富士見坂の上なる上町、仲町、辻町の邊を中心とすることとし、板橋驛へ通する一路あり。富士見坂須切不動堂の西の邊を坂下町と云ひしか、今坂下町の名は護國寺の寺中にまで及ぼすこととなる。又久保町は大塚窪とも稱し、其南は小日向臺の高地とす、然るに近年其高地をも大塚町、窪町と稱することとなる。仲町に養育院あり、明治二十九年修營

一書に、和名抄、豐島郡荒墓鄉を以て、大塚に擬して、後世の人荒字を忌み之を改めしならんと論するは、從ひ難し　日頭を日向とすれば、大塚、小日向は二鄉一地に追まり、形勢合はす。紫一木に「大塚村の大なる塚の上

に、不動堂あり」と載せしは、即須切堂のことにて、地名之に起る

小日向臺（コビナタダイ）

(小石川臺)

小石川臺といふに同じ、大塚上町の邊より、東南に延びたる岡陵にして、富坂に盡く、長さ凡三十丁。江戸川小石川の二水、其左右を流れ、迂廻して遂に相會ふ。此臺地の最高頂は、陸軍彈藥庫（舊安藤家の別邸にして、大塚臺に近きを以て、今大塚町と改む、元祿六年還滿軒の府内略圖には、此邊を吹上と標せり）にあたり、即三十四米突の標示あり。

小日向は日向を語根とし、向陽の義に出でしこと、日頭郷の下にいへり、相州に日向山あり、木州多摩郡靑梅の山中にも日向和田、日陰和田の二地名ありて、皆向陽の義に叶へり、又北條役帳には、小日向村と載せ、古村たること明かなり。然るに砂子に「昔は鵠高日向（コヒムカアト）と云ふ人の領地なり、彼家絶し後、古日向跡といへるを、何の頃よりかコビナタと唱へ来る」と云へるは疑ふべし。コヒムカアトと唱ふることの、傍例に少きのみならず、一轉してコヒナタと訛れる所以を知らず、畢竟附會なるべし（古の小日向村は、今の牛込區内へわたること、小日向の條をも參考すべし）〇府内備考云、小日向は昔鵠高日向といひし人の領地なり「江戸砂子」といふもの、附會の説に似たり、又和名抄、豐島郡の郷名、日頭といふは、小日向にやといひしもうけがひがたし、北條役帳に「興津加賀守拾貳貫九百文、小日向分、元太田源十郎知行」又「太田彌三郎貳拾貳貫八百文、小日向彈正屋敷、但太田新六郎は新堀方所領替、十四年以前致之、大普請之時牛役」、又「恒岡彈正忠十六貫五百文、小日向之内、又本住寺領廿壹貫四百文、小日向屋敷分、太田大膳知行之内入」と見えて、古より廣き地名なり。

水道町（スヰダウマチ）

舊神田上水の水道にあたれる街路にして、音羽櫻木町より東へ、小日向臺の脚下を縫ひ、牛天神祠前大和町に至る。今金剛寺以西には小日向水道町と云ひ、金剛寺以東には小石川水道町（舊金杉水道町）と云ふ。水道町の南、江戸川に添へる巷街を武島（タケシマ）町、江戸川町、諏訪町と云ひ、水道町の屬と見做すべし（江戸川の南岸にも水道町の名あれど、彼所に水道あるにあらず、小日向水道町より南へもおよぼしたる稱のみ）

神田上水は、明治三十三年に至り、其給水を停止したり、然れども關口より水道町を經て、水戸邸（即造兵廠）後樂園に至る水道は、舊に仍りて保存せらる。〇砂子補云、井頭上水は東照公御入國の砌、御菓子師大久保主水より、小石川へ上水の事を申上ると、彼家譜に在りとか、此事實ならば、井頭上水の始も久きこと也。（井頭川を參考すべし、井頭池を源とする上水は、寛永六年の修築とす、東照公の時にあらず）〇遊見隨筆云、萬治年中、淺草川より柳原駿河臺へかけ、牛込御門まで、舟入の新堀をほられたり、即この土をもつて、小日向村、小石川村築地とせり、また築土の御殿山をもほり崩し、その土をもたすけとせしといひ、又牛天神の山をも堀崩すといへり、いづれ是らの土を以てうめ立しかば、やうやく平地となり、旗下の面々などもこの所にて屋敷を賜ひしとなり、その初は赤城明神の邊より、目白不動の山の麓まで、ことごとく田野にして、人家ははなはだまれなりしが、是より町屋なども次第にいできしなり。〇南向茶話云、天正年中御入國の後、小日向邊御成の時、此邊皆沼地多し、今の竹島町にて、冷水の井を御用水に成りしよし。

茗荷谷（ミャウガダニ）

小日向臺の一裂谷にして、西北より東南に開き、其谷口を第六天（ダイロクテン）町と云ふ、第六天祠あれば也、谷奥を茗荷谷町と云ふ。又谷の北西に隆起する彈藥庫の岡は、小日向臺の最高頂なるが、今大塚町と呼ばれ、其南にして茗荷谷の西側なる高地を、小日向臺町と呼ぶ。又茗荷谷第六天町より東へ（同心町へ）登る小阪を、吉利支丹坂（キリシタンザカ）と名つけ、舊囚獄ありき。

(吉利支丹坂)

外交志稿云、寛永二十年、葡萄牙人、漂流に托し、舟に駕し筑前地島に至る、約瑟高羅（ジョセフカウロウ）と云ふ者其中に在りて切支丹傳教の牧師たり、即之を拘禁して江戸に送る、宗門改奉行令して、小日向の山邸に幽し官俸を給す、後我籍に入り、姓名を改め岡本三左衛門と稱す、後四十餘年を經て歿す、寶永五年（西暦一千七百八年）八月、異船一隻大隅屋久島湯泊村に來り、一人を留めて去る、其人我服を着、我刀を帶びたり、而して言語通せず、島人藩吏護衛して長崎鎭臺に送る、鎭臺之を鞫問するに、伊太利亞國の傳教師にして、ヨハンバツテイスタシユウテと稱す、羅馬に於て日本語を學び、三年前羅馬を發し呂宋に至れりと陳ぶ、是に於て命あり、又江戸に送致し、小日向の切支丹阪に幽し、新井君美に命じて之に應接せしむ、君美就いて海外の事情を問ひ、西洋紀聞を著作す。〇府内備考云、切支丹屋敷蹟は、淺利坂の北の方なり、元祿中此邊に宅地を開き、今七軒屋敷といふ、ふるくは山屋敷といひ、井上筑後守が下屋敷なりしを、この人宗門奉行となりしにより、かの宗門に迷はされし族をおくべきため、牢屋を營る、寛永の末年の事といへり、或書に此牢獄、石壁重疊、一丈二尺、四十三間四方に築立、堀の高さ一丈二尺、忍びかへしの釘八寸にして、土手を廻りに築く、これ寛永年中のことなりと、明暦年中大火の時、傳馬町牢獄を造せらるゝまで、かの所の罪人を一時此にうつされしと、元祿の頃までは寄騎同心構内に居住せしが、奉行北條安房守の邸中へ移り安房殿町とよばり、同き十六年、傳馬町の牢屋燒け、この所に假牢を造作す、寶永年中ロヤマの人、ヨハンバツテイスタシロウテといふ人舶來せし時も、こゝにとらへられほどなく身まかりける、その後は宗門の徒も絶しかば、寛政四年終

に當所を廢せられ、空閑の地となりしを、火消役のものあづかりて、更に鐵砲稽古などありし、ハンの藥令にあり、

金剛寺（芳林院）

今寺邊を金富町と云ひ、寺東を金剛寺坂と云ふ、小日向水道町の北側に在り、一號芳林院。

武江披沙云、小田原記に、永祿十二年、武田信玄江戸を追捕して、芳林院を燒き、本尊佛經を押取、李太白の畫跡をも取られしとあり、大圓寺を初めとして、悉く亡掃はる、云々、此芳林院は、今の金剛寺とぞ（江戸名所圖會云、小日向金剛寺は、上水堀端に在り、後山の中腹に實朝卿の碑あり、當寺は波多野中務忠經、將軍實朝公の菩提を弔はんが爲め、造立せし所の精舍にして、其後江戸下野入道心傳、今の地に移せしと云ふ、又太田道灌當寺を重修し、叔悅禪師をして住持たらしむ、故に實朝及び道灌の靈牌、並に肖像等を置く、白石先生曰く、梅花無盡藏、文明十七年、京遊の詩の註に、芳林院に於て、李白の畫讃を見る、其下に芳林院今金剛寺と號すとあり、按するに、北條家の分限帳に、島津孫四郎、北品川、小石川、及び金曾木内、法林院、金剛寺分等の地を領する由を記して、法林院に作る、又小田原記に、大永四年正月十三日、北條氏綱、上杉修理太夫朝興と戰ひ勝て、江戸の城に移る條下に、其頃當所芳林院の孤舟和尚來りて、萬里居士の江亭記を捧ると、又孤舟和尚其後は金剛院に住すと記せり、依之考ふれば、金剛寺と法林院とは別なるを知るべし、往昔は諸堂巍々たりしと云ふも、今は寂々たり（按に、其眞僞は知れねど、金剛寺に傳ふる古碑文に曰く、慈目山金剛寺者、始波多野中務忠經、爲鎌倉右府將軍實朝公菩提、建長二庚戌年建立於相州波多野莊田原村、後江戸下野入道、移寺於武州江戸小日向鄕金杉村、亦其後文明年中、太田左衛門入道淨靜軒、春苑道灌重興焉、昔日者臨濟宗也、其後開山單通國師、三代巨舟和尚、中興叔悅禪師、永正六己巳年、改曹洞宗者也、維時永正十癸酉年七月十日、金剛現住比丘、寶山記之。梅花無盡藏、文明十七年十月十日、春李白畫讚詩、自註云、白眞筆在芳林禪院、余於洛社未見之、其詩曰、戲筆宗天萬古潮、百篇一斗醉長安、春風吹上御前榻、偏醉高聲罵牡丹）

安藤坂（金杉）

傳通院の門前なる高路にして、網干坂とも云ふ、水道町より之を登り寺門に達す、昔坂の西邊に安藤家の邸あり、故に名つく、此邊を金杉とも云へり、小日向村の東に一村を分ちて、金曾木と云へる如し、北條役帳に拾九貫文金曾木內芳林院分金剛寺分と云ふ此なり。鶴岡文書に見ゆる金曾木は、豐島郡田の事とす、同名異地なり、

牛天神社

安藤坂の東にして、後樂園と一垣を隔つるのみ、金杉天神と云ふを本名とし、其坂路を牛坂といふによりて、牛天神とも云ふ（寺子に、北條氏康、河越合戰の時、菅神牛に乘じ靈告あり、即此に祭るといふは疑ふべし、燕石雜志に、牛は大人の義かと疑へり。

傳通院

小石川表安藤坂の北に在りて、今寺邊を表町といふ、此寺は無量山壽經寺と稱し、淨土宗の名匠、酉蓮社了譽、明德年中に小石川窪に開創す、德川公入國の後、慶長七年、其母水野氏（松平廣忠妻）の逝去するや此に葬る。幕府因て之を厚待し、田祿三百石を給し、（後加三百石）金杉の高地に移し、殿堂の新修をなす　慶十三年廓山上人（增上寺存應の弟子）住持の時なるべし、水野氏及び千姬、二代の長女、大坂秀賴の妻天、樹院）の墓存す。

了譽上人傳云、聖冏、字酉蓮社了譽、常州久慈郡岩瀨城主佐竹志摩守義滿子也、五歲、父義滿戰死、母子涙々、隱于山家、投于近邑瓜連了實上人、爲佛子、延文三年、到相州桑原道場、追訪定恵上人、著口決鈔、是淨土疏選述權輿焉、於此白旗一派宗義、實令傳法傳戒矣、時年二十五、又到下野州宇都宮、爲權宜治部大輔、爲之撰聖德太子御製髓氣記鈔、和漢佛受領因爲、所以製古今序註十卷矣、遍遊教庠、備入禪肆、聽參諮詢十有三年、徒歷諸國之次、與下野州大庭山往生院南龍坊、有舊約、故赴請臻于彼地、弘眞宗法門、建四五箇年焉、說法餘閑、作二藏略名目、受下總千葉介氏胤之次男、則見寺德壽丸、慕聞德雅信事、改名聖聰、開武州豐嶋增上寺、開乃於下總國北相馬橫曾根郡、二藏略頌一卷頌義三十卷、見聞三卷、本末三十四卷、授爲聖聰、且爲之製五重書末鈔、一々口授之、次以傳通記糅鈔四十八軸傳之焉、生平選述、文藻燦然、甚蓄莫大、年七十五、應永二十二年乙未、於武陵小石川、卜隱居地、營修一宇、號無量山壽經寺傳通院、寺傳有清水、聞車擬立智門、名曰吉水、應永二十七年庚子寂、壽臨六十有六矣（聖冏事跡、亦見東叡高僧傳、白蓮社碑銘）

無量院

傳通院の東隣なれど、北面するを以て、戸崎町に屬す、江戸前代の異國人の墓あるを以て著る。岡本三右衛門は、もと伊太利國シヽリーの人にて、ジョセフカウロといひ、寛永二十年五月、筑前の一島に漂着す、黑田侯之を捕へて長崎奉行に送り渡され、同年七月江戸へ着し、宗門奉行井上筑後守之を預り、傳馬町の獄屋に投し糺問したるに、遂に心を改めて吉利支丹宗を捨てしかば、大に感賞に預り、名を岡本三右衛門と賜ひ、是より吉利支丹宗徒捜索の要具となり、山屋敷に置かれて、年々銀子一貫目と月俸十口を賜はり、後貞享二年、八十四歲にて死す、山屋敷におりしこと、實に四十三年、小石川戸崎町の無量院に葬る、名人忌辰錄によれば、此墓地には南甫（入滿人）壽庵（支那廣東）二官（安南）三人の墓もありといへども、今其所在を明にせず。（歷史地理雜誌）

（小石川窪）

宗慶寺　傳通院の西方、四五丁を隔て、小日向臺の陰なる窪地に在り、故に小石川久保と稱したり。近年久堅町と改む）此に極樂水てふ井あり、即傳通院了譽上人が、吉水に擬せし者にして、上人の故跡なり。慶長年、傳通院を今の地へ移し、更に宗慶寺を置きて舊址を長す（按に、宗慶は家康公の侍妾茶阿の法號にて、其墓も存す、されば茶阿の所生なる越後少將忠輝の本願にや、茶阿を諸書或は阿茶に作るは皆誤れり、遠州勝田郡長興寺文書に、あやあと自署し、天正十八年日記には御ちやあ殿とあり）宗慶寺の西に（松平播磨守の常州府中邸を隔て）智香、光岳の二精舍あり、慶長七年、德川公の母水野氏を傳通院に葬る時、之を置きたり。

紫一本云、極樂の井は小石川松平播磨守の屋敷の丑寅、そうけい寺の前に有り、傳通院の開山了譽上人の吉水寺におはしける時、龍女に血脈を授け給ひし、其報恩に此水を出し奉るといへり。史料、知恩院舊記云、慶長七年八月廿九日、於伏見御城、大御方樣御逝去、滿譽大僧正登城、即傳通院殿蓉譽光岳智光大禪定尼と、御法號奉指上、御葬式、於當山御執行、御導師滿譽大僧正被相勤候、尤御遺體者、御葬式後直に江戸表へ御發送、御旅中一山之僧供奉仕候、後に傳通院と御改稱。

久堅町に接し竹早町、同心町あり、幕政の頃、同心衆、鐵砲持衆などの居りし武家町とす、維新の際、舊の字を解き竹早の二字を得て、新號を建てしは、他に比類なきことなり、戲作の最なるべし

富坂　傳通院の東南にして、小石川臺の東端なる小坂なり、坂邊を富坂町と云ふ、古書に鳶坂に作る

武江披沙云、元祿六年、小石川餌差町、向後富坂町と唱ふべき旨、御出さる。○紫の一本云、小石川光圀卿の御家屋のうしろ、ふさし町より、春日殿町の脇、本郷御弓町へ登る坂、兩方ともにとび坂といふ、もとは此所にとびおほくして、女童のもちたる肴などを、飛下りて取ゆゑに、とび坂といふ、此坂の谷を二の谷といふ、二谷村の内なり。

すゞ風や鶯なが[illegible]ば小石川、　宗因

夕立につぶてやふりて小石川、　桃青

小石川　元巣鴨村より出つる野水谷端川の末なりしが、今は千川上水の剩水を容れ、小日向臺と白山臺の間を流れ、富坂下より造兵廠へ入り神田川へ注ぐ。昔は此水も駿河臺の西にて、小川（古の江戸川）と相會ひしならん。（神田三崎町を看よ）而て此水邊を一般に、小石川村とよび、その窪に傳通院ありき（後小日向臺金杉坂の上へ移さる）小石川の農戸は主に富坂下に在りしにや、水戸家の邸を、此地に開くに及びて、小石川の名は全く此邸に歸し、其四周にも及ぼせり

新編風土記云、小石川は幅三四間、巣鴨村より來り神田川に注ぐ、北條役帳に村名見え、古は廣き地なり、又文明年中の回國雜記に「小石川にまかりて、

我方を思深めて小石川いづこを瀬とか戀渡るらむ。

宮内篇考云、正保改の國圖には、今の白山御藥園の西なる田間より、傳通院後の方に達する流と覺しき川を、小石川と注し、水陸の田三十、小石川村近世在方分に屬する抱地も多ければ、御府内に屬する地は三分の二に居れり、又金杉は今小石川の内なれど、古へは別に一村に立し地とみえたり、北條役帳に「島津孫四郎五貫四百八十文、小石川内、法林院分櫻月分」また「櫻井買得五十六貫五百八十壹文、小石川本所方、元有御知行」と載す、一說に神社啓蒙を引て、白山權現は加賀國石川郡より勸請せしゆゑ、小石川の名之より起りしといふ、是最無稽の言なり、權現を此地に祭りしは、元和元年の事といふにあらず。

（後樂園）

小石川造兵所　今小石川町、陸軍砲兵本廠と云ふ、富坂、牛天神の下に、方七八町の廣さを占め、前に神田川を帶び、其河岸を市兵衞と云ふ。橋は舊門を設け小石川見附と稱したり、即飯田町、三崎町と相對す。

造兵所は舊水戸殿（德川氏）の本邸にして、德川の上屋敷と呼び、邸内の後樂園は今に府内名園の第一に推さる。又神田上水は關口より此に導ひきて、後神田の方へ給水せられしが、近年廢止せらる、而も邸内の給水は舊に仍る。○江戸事蹟合考云、水戸殿は明暦火後、吹上を上地せられてより、小石川本宅たるものなり、彼屋敷明暦以前には農家十八ばかりある小村なりしとぞ、然るに光圀卿此小石川を上屋敷とせられ、庭前には山水を據へ風景を寫し遣られ候に付て、彼農人共を巣鴨の下屋敷に移され、其者を興、農業を營させられ候。

安政二年十月、大地震記云、小石川御殿の羽翼藤田誠之進、戸田忠太夫、此兩士は文武の達人にて、世に普く聞えたる人達也、なゐふりの夜、兩氏ともおのが宿所に在て、共に此難におひ身まかりしと聞ゆ、百間御長屋の前を過ぎつゝ、江戸川の北へりを行くに、龍慶橋の上なる中之橋と石切橋のあわひ、あるは一條、あるは二條に、いたく地の裂しあと、長々と見ゆ、さて市中細々の坊正より、なゐふりの次第書記して町奉行所へさゝぐ、其首めに、壓死人通計三千八百九十五人、男は千六百十六人、女は二千二百七十九人也、潰家一萬四千三百四十六軒、并千七百廿四棟、潰土藏千四百四ヶ所、町屋燒失町數、凡長二里拾九町、幅平均二町、市中出火通計三十日也、これはすべて市中のみの分限にて、其中壓死人などは、武家方、社家寺院を籠めなば、必一萬人にあまるべし。

坂昌成後樂園記云、小石川の御館は在昔威公の殿（賴房卿）の深く山水に御心をとゞめ給ふ餘り、もとよりの山

のたゝずまひ、古き木立のまゝを改め給はず、それに上水なきへせき入させ給ふ事は、大猷院（家光公）手づから繪圖せさせ給ひ、山の掟なかれのまにまに、御心によせられしを、威公のとい猶御好を加へつくらせ給ふ、義公のとい中納言光圀）亦心を諸られ、その頃舜水この邸に住へければ、後樂園と名づけ、舜水の記文あり、御書院下りて御庭あり、池水廣くたゝへて、島內うちひらき、草も木もおなれぬさまに植らる、石の橋二を渡り、唐めきたる御門あり、額に後樂園の三字、舜水の書なり、此戶押開きて、右に欄楯あまた立ちならびたる所を、檜山と云ふ、左に音聞ふ岩間の水細く落合たるは、音羽の瀧なり、寒水石の橋をすぎて、高き所に出づれば、白雲峯と云ふ、遠くは妙義、榛名の山々、近くは赤城、筑波の山々、目の前に見ゆ、こゝを下りてはかなる所に帆檣立ならべるは、瀧田といふ、御園中第一の大池よりて、石を積み上たる中島に、妙音天を崇め置れて船にて通ふ、蓬萊島といへり、左の蓮の中に小橋かゝれる彌祉は、吉野稻荷なり、其傍に御茶屋あり、潮宝と名づく、又細き道を左に折れて行けば東屋あり、圓位上人の木像を置かる、此邊は地序、清水流るゝに、迴りまはれたる釣殿あり、涵德亭と申す、西湖堤、渡月橋などありて、すべて都の西の名所の山河をうつされたり、渡月橋を渡り行けば、山高き木の間に、朱の佛閣なかば計り聳え出たり、こゝぞ小廬山なりける（寬永十一年、林道春作、小廬山の記あり）登ち上れば大悲閣に至る、堂樓にて朱の欄干より見下せば、岩こぼれ落る瀧つなみ消おへりて、浮世の塵も洗ひぬべし、楷なわたる木枯、谷より吹き上りて、心の塵も拂ひつべし、雲井の虹にまがへる橋を通天と云ふ、其奥に鎭ふけるは得仁堂也、伯夷叔齊の木像を安置せられ、堂の前なる石橋は太鼓を割たるごとし、是は朱舜水の法をもて造れり、圓月と唱ふ、八卦堂に詣れば、八角に造られて、一方毎に卦の形を彫付けたり、はじめ義公の殿の文昌星の像を祭らせ給ふ所なり、是より稍山路はなれて、うちひらきたる芝の砌に出づれば、琴畫亭なり、松の下に岩井あり、不老水といふ、此めぐりは松原にして、汀に藤杜若うゑ置れ、一方には田面ありて、陣て村家田舍の景色なり、更に轉して峯の御庭に至れば、西に富士の高峯を望むべし、北は山畑廣く、松々の茶園有て、陶物つくらせ給ふ瓷戶きへあり、此園の上森深き陰に、八幡の宮居あり、是は讃岐國岩清尾より勸請したるなり（江戶名園記）○扶桑遺記云、後樂園、在礮兵工廠內、今爲陸軍省所管理、以名賢遺跡、不敢毀也、當明季時、源光圀、讓國於其兄之子、解綬歸老於藩、闢史館於江戶邸內、稱尊者館、館旁設園池、即此地、木石蒼古、池水澄澈、頗存一條、即當日後史亭也、時明遺老朱之瑜、以避難流寓來此、光圀方以水戶藩侯、將以賓禮事之、闢之南邸、朱以賓爲之辭營、引水成池、窮其勝際、築新小西湖、池畔作山、船艇而上、有得仁堂、以祀孤竹二子伯夷叔齊者也、蓋有慕於孤竹之高風、園中多數百年古木、門額備是舜水所書、有棲餘記一種、字多殘缺、亦擇錄以流覽也

水道橋（スヰダウ）

小石川造兵所の東南より、神田川を駿河臺の下へ架したり、即神田小川町、三崎町の方より小石川區への大路とす、古圖に吉祥寺橋と稱したり、寬永年中より此橋東に神田上水の大樋を架したるを以て、其水道橋と稱しけるが、明治三十三年、其の萬年樋を撤去せらる、江戶水道を、東照公入部の初めに經營ありしと云ふこと、菓子師大久保主水の家傳に出で、而も其水道を井之頭池より引きたる、寬永年中の事と相混雜して、紛紜の論あり、天正十八年日記に「七月十二日、藤五郎參る、江戶水道の事うけ玉はる、十月四日、小石川水はき宜しくなり申、藤五郎引水もよほどかかる」と載せれば、主水（藤五郎）お水道創意は、實に開府の際に在り、而も其水源は、即小石川を堰入れし者にして（高田川、即今の江戶川の筋に非ず）慶長見聞集に「神田明神山の岸の水を、東北の町へ流し」また「神田山きしの棚原より出る細流一筋あり」と述べしも、皆小石川上水を云ふ、元和二年、神田山を開せられ、寬永六年、井之頭上水（神田上水と稱す）成る、されば小石川上水の廢して、後世の狀となれるは、元和寬永の際に在り、猶考ふべし、○今の駒込吉祥寺は、舊の江戶城和田倉門內に在り（慶長古圖に、今の桔梗門を吉祥門と云へり、されば其門外にて、和田倉の邊とす）天正十九年、德川公之を神田臺の西に移す、明曆三年迄此に在り、其寺址は、蓋今の本鄕元町一丁目に屬する松平讃州殿の邊、三河稻荷社昌淸寺に隣れる地境歟、大略本鄕臺に倚り、平川の斥鹵（今の三崎町、小川町など、往時は斥鹵沼澤にして、洪水泛濫い地なりけるが、元和の初めに、高きを削り低きを築きて、後今の地勢とはなりぬ）に臨みたり、其景狀は慶長見聞集に見ゆるべし、元和の駿河臺土功の時も、此寺は轉移せられず、丁酉の災後に駒込へ移る

(吉祥寺橋)

○慶長見聞集云、今江戶吉祥寺の境地、在家離れたる古跡、此在昔洞谷の高と申て、法谷に延へ、霧迷近摩の變化かと淡汰てゝるゝ有、武田愚老此方へ參詣せしに、人倫絕たる閑居、物さびたる異地、山高して上木菩提をあらはし、谷ふかきそこひは下地衆生を表せり、四神相應の地をしめて、後に淺間山、日光山そびえ、東に筑波山、西に富士山、箱根山相嶺につらなり、前には北化の海まん〳〵として、波瀾濤のおかなすすげり。○今按、此に吉祥寺の前に、水滿へたりと云ふは、小石川の末と、小日向、高田の野水相會して、沼澤をなせしを指す、天正十八年日記の中に「十月四日、湯島のかた、臺の下、小石川の末、池になり

たる所、水はかせ、大方干潟となる、云々、十六日、小石川の末、出水にて家流す、十一月六日、神田の臺下、土取あと道をならすことなどある其地は、今の本郷臺、駿河臺を合せ稱へしにて、下谷とは吉祥寺前る、三崎の邊の景状と知らる

寺内舊考云　今吉祥寺に藏する所の文書に、神田臺何院内、永不可有修造者也　天正十九年、辛卯十一月一日吉祥寺この所にありし此の寺にして　其地は神田臺といひしこと悟るべし、元和日記に、元和二年、大御所、衆、駿府より引越候は丶、屋敷せばく候べしとて、江戸川を北東へ直に堀廻し、其中を埋ず、屋敷わり仰付らる、初は吉祥寺の後より、本郷の臺を堀抜きしかるべしと評定ありしが、後に相すかはり、吉祥寺の前より本郷の臺へを堀通し、田安御門の北東の方を引ならし、神田明神、その外高麗寺、大聖寺、寺々、おし、其地の土を引ならし、屋敷かまへ仰付らるとこ云々、とあるにて形勢を知るべし

白山臺（ハクサンダイ）

小石川の東北なる高地なれど、四［illegible］にて本堂谷、指谷、戸崎に於て窪起し、其北は本郷臺と共に、巣鴨村の原野に連續して一處に［illegible］　白山臺と本郷臺との境界は、指谷、傾城窪の低窪是也

戸崎（トサキ）

白山臺の南端にして、高岬を成す、其先の戸崎町と行て　戸崎と富坂の間なる低窪に、柳町、［illegible］門、指谷町等に小菅あし

極南の邊は、小石川［illegible］と稱し、［illegible］とせる所なり、［illegible］一本云、今の小石川藥園とき、自由に［illegible］

戸崎の出合を、指ヶ谷といふ、［illegible］指谷町とよぶ

指谷（サシガヤ）

戸崎の東にて、北へ入る谷間にして、［illegible］より云は、白山前町、［illegible］門の一部及び曙町等も、當時指谷の中とす、即原町、曙町（この曙町を、今駒込の境内とし、本郷の區管とするは、殊に地勢に合はず）の辺にて傾斜、

（傾城窪）

窪と云ふは、指谷の谷中にあたる　駒込追分より、板橋驛に向ふ中仙道の古驛路は、傾城窪を經て巣鴨へ至る、傾城は鶏窪にも作り、古昔の名に出るといへり、傳説あれど錄するに足らず、今は土井家の邸内に在り、曙と號も苦鶏窪暁と思ひ寄せしに［illegible］、笑ふべし、武藏［illegible］て、明暦の火災を出せる者に、元和の北につ、大久保の大［illegible］門話、名を鶏窪て、鶏窪の窪に家宅を營み、奇麗［illegible］　金銀をあまりて人の目を驚かせしよし道ひたり、是も信ずるに足らず

白山神社（ハクサン）

指谷の谷中なる高崖の上に在り、此寺の西北は、原町と云ひ、［illegible］殿町に連續す。

白山の西北なる原野は、［illegible］原町に至し、大小の區別なかりす、此邊にては大原町と云ひ、指谷に〻は小原町と云ふ、然るに小原町を公稱小石川原町と云ふは、穩當ならず、白山の前町、もしくに指谷の町とこそ稱ふべけれ［illegible］砂子云、白山神社今指谷に在り、［illegible］年中、［illegible］中［illegible］へ、本郷白山［illegible］を移し、元和年中まで、［illegible］の白山［illegible］なり、白山の［illegible］、大猷院［illegible］しに、［illegible］になりし時、白山は移され、本川は西［illegible］〻ぬ、今舊跡は何へか知れず

小石川植物園（コイシカハシヨクブツエン）

舊白山御殿と稱し、館林侯の邸宅、白山［illegible］小石川藥園とす、［illegible］一年［illegible］園、今の植物園とせいは、［illegible］と成す、文明［illegible］と云ふ、其南方に戸崎との交界なる坂を［illegible］、北谷は［illegible］にする園内の西北［illegible］の地は、中頃高さて［illegible］地となり、藥園の［illegible］にもあらしも、近年復合併せしたしなり、數百種［illegible］萬九千坪餘

小石川志料云、今の小石川藥園の地、館林侯（徳川綱吉）［illegible］代の別館たり、［illegible］下屋敷にて、則白山御殿と稱す、當時に白山社、氷川社、［illegible］此地に建てり、綱吉公は慶安四年、上州館林の城を賜はる、思ふに此處を下屋敷に賜はりしも、慶安承應の頃なるべし、其後白山御殿をこぼたれしは、正徳三年の事なりといへど、其節へ藥園を建てられしなり、又藥園も藥園の内也、養生所と唱ふ、江戸志に云ふ、享保八年、小川昌［illegible］といへるもの、此處に施藥所を建てんことを乞ひ、閉地［illegible］を設けらる、昌仙に醫者を［illegible］に定めらる、散木集といへる書に、藥園の側に、病人を養ふ置處を拵へ、養生所と呼ぶ、されげたいきなき病人の其を集め置き、療治を加へしてし、其扱を施し、衣服夜具等も合せらるゝなり、と記せり、今は本行人なき置かれ、とある

寺内舊名云、昔白山御殿構へは、上山の水をかゝられ、［illegible］場に十間程、四方におい、庭の内五段の瀧おゐて、石間より落るさまは絶景也、［illegible］水町の出はなれたり、［illegible］の端には［illegible］たれ［illegible］て、今は花盛り也、本川時の選送、こらず白山の屋、悲地にて、内にて段數多あり、其後正徳の頃、文昭院殿の御治世の時、御入用にもあらずとて、有し御殿のこらずこぼたれ、其は［illegible］本大小の屋敷となり、其後［illegible］藥園となりて、庭［illegible］など出來たり、云々（○貞享圖に白山御殿を載せず、今［illegible］御殿跡に其由、ふ一面を荒亂し、全く田野の状を成せり、元［illegible］に中［illegible］、［illegible］宗閣の形状を備へたり。）

小石川氷川神社（コイシカハヒカハ）

［illegible］の北、［illegible］下頭に在りて、今［illegible］を米下町、白山などと云ふ、此社は宗慶寺を別當とし、小石川の古［illegible］なり　されば此社巴を一宮に氷川臺とも云ひ、［illegible］村と指ヶ谷町の中間なる目［illegible］なりき。今林町と改めし、［illegible］北に林大［illegible］もありし、著名なりければ也

巣鴨（スガモ）

自山臺の西北にして、［illegible］外［illegible］鴨町行人坂に近接するを以て、此名あり。今仲町、［illegible］町、大原町、原町、宮下町、丸山町等に分ち、中山道の古驛路にて、駒込の方より此を經て板橋に向ふ、［illegible］町は其古驛亭のなごり也。又

北に子育稲荷と稱する小祠あるを以て、宮下町の名起る、宮下町より西に下り、小石川の流を踰え、大塚に至る間を、熊野久保と稱す、熊野久保の北に根子俣橋あり。

本郷區

本郷區

神田區駿河臺の北、神田川を隔て、西は小石川區、東は下谷區に界し、一帶の高地を占む。總稱して本郷臺と云ひ、分ちて之を云へば、南方（追分を中心とし）を本郷、北方を駒込と稱す。（駒込は、外郊の染井、中里等に隣接す）而も南方本郷の東偏を湯島と呼び、元和年中、湯島の中、神田祠を移轉せしより、湯島と外神田の領域相雜る　今人口九萬

駒込

本郷區の北一半の總名にして、小石川區白山臺の東に並びたる高地なり　砂子に、根津權現緣起を引き「倭武尊、高きより御方の勢を御覽じて、扠も駒こみたりと宣しより名つく」云々とあるは、信し難しと雖、牧馬の畑を駒込といへるは、牛込と相比して、其古義を知るべし。○新風土記云、駒込は小田原北條役帳に、江戸駒込卅六貫文、遠山彌九郎と記す、此邊は薄土なれば、穀物に宜しからず、樹木善く長し、又茄子に宜しく、世に駒込茄子と稱す、又庭樹及び諸樹草木を造りて、産業とする者多し　○駒込は明曆以後に、村落漸く成り、遂に府内に入る、而も今に至るも閑寂の街坊なり、追分以北殊に然り、追分淺嘉町の東を千駄木と云ひ、千駄木、團子坂の南なる低地を根津と呼ぶ。又淺嘉町の西北曙町は、今駒込の中に數へらるるも、地形は全く小石川指谷に入るべき者とす、舊土井家の邸なり

駒込富士神社（富士前）

吉祥寺の北にして、今社邊を廣く富士前町と云ふ、飛鳥山王子への街路の東側とす。○新風土記云、富士淺間社は、一丈餘の塚上に鎭座す、寛文の頃記せる縁起に、天正元年五月、木村戸右衛門、牛久保隼人と云人、淺間の靈夢によりて、本郷の内にありし古塚より、行基手刻の牛王板、及び鏡、幣帛等を得たり、故に其所に一社を造立し、富士淺間を勸請す、同き六月朔日社邊に市を立て、近郷のもの群集せり、其後松平筑前守（前田氏）邸中に入しをもて、寛永六年、今の處に移れりと云ふ、別當眞光寺。○元祿享保の頃、此に名高き行者、食行身祿術ありて、富士行者六世の嗣法たり、初め貞享中、五世月行の弟子となり、一社を結び、江戸市中に其教法を布き、食行に至り富士崇拜一時の盛を極めたりと云ふ、今も其流裔絕ゆることなし

六義園

駒込富士前町に屬し、街路の西側とす、舊柳澤氏（松平甲斐守）の別莊にして、染井の藤堂氏別莊と相隣れり　此園は近年岩崎氏の買得する所となり、邸千川上水を引入れたり。

六義園、贈國子先生作、　物　徂　徠

郊園久韓五侯河、忽拉儒宗復此過、泉石猶餘經濟大、詠歌應發性靈多、吾從孔孟論山水、人道皐夔在薜蘿、總是德星今再聚、願留照映被巖阿、

江戸名園記云、駒込松平甲斐守の別墅は、小名を傳中と云ふ、元祿の頃の賜第なり、屋敷五萬坪あり、庭の入口に門あり、六義園と云ふ、門の内に遊藝門と刻める小碑あり、右に馬場あり千里場とす、久護山と額を懸けたる堂あり、公辨法親王の御筆なり、堂は南向にして毘沙門の像を安す、此下西に向ひ少し行て、萩數多植たる所を嘶錦畦と云、左の方池の岸に山吹多く植たる所を、駒込の岸と云ふ　池今はから堀の如く水涸たれども、昔仙川上水のかゝりし跡、宛然と存せり、此邊田舍家と稱し、田舍家より少し行きて山に上る、大木の松あり、筆すて松とぞ、右の方に嶺あり、藤代の峠と云ふ、此所平かにして南に向へば園池悉く見ゆ絶景なり、筆捨山の下にちとせの坂あり、池あり水香江と名つく、昔は蓮多く有し故の名なりとなり、是までは南に向ひて行く、此所よりまた西の方に向ふ紅葉多し、左の方の山麓を梅の花園といふ、山をかけ雲の峰といふ、ちとりの橋は紀の川にかゝる、板はしにて八橋の様に造り、長さ七間許り、又白鳥の關あり、少し山を上り龍華庵と云へる禪房あり、常憲院殿の御魂社あり、東の方に行けば桜原あり殊に廢し、御殿跡あり、六義館といひし、碑あり六義園八景、若浦春曙、筑波陰霞、吟花夕照、東叡幽鐘、軒端山月、蘆邊水禽、紀川涼風、士峰晴雪と題し、うらに濟脩六義園云々と刻めり

吉祥寺

富士前町の南にして、寺邊を吉祥寺町と云ふ、曹洞宗の名藍にして、幕政時代には此に洞上讀家の學林を置き、寮舍盛大なりき、南は淺嘉町に至る。吉祥寺は諏訪山と號し、寺領五十石、開山青岩周陽和尚、開基は江戸城主太田氏、中興は同く遠山氏とぞ、往古は和田倉門内に在りしが、天正十九年、第五世用山玄照和尚の時、寺領を寄付して神田へ移さる、今の水道橋邊なり、明曆三年、再び駒込に移さる、時に堀丹後守その別墅を寄附し、學寮に充てられしかば、二十七の寮舍を設け、元祿年間に卍山和尚初めて學寮の規則を制定す、旃檀林の名この頃より起る。○武江年表云、萬治元年戊戌、正月十日、本郷吉祥寺火あり、京橋、新橋、靈岸島、八町堀、鐵砲洲、馬喰町に至る。

淺嘉町

駒込の中央にあたり、其北部を肴町と云ひ、追分、指谷、動坂、富士前、團子坂、五方の路此に會す、方俗土物店、又溝店と云ふ　淺嘉町の東、千駄木に至る

間を、近年蓬萊町と改む

動坂（ドウザカ） 浅嘉町より東北十町許にして、小坂あり、下れば田端（タバタ）。中里に至る、即此坂を以て府市の界限とす。今動坂町、神明町の名あり、神明社に隣れる避病院は、舊幕鷹匠邸にあたる。動坂とは、いにしへ辻堂などありしに因り、堂坂とあるべきならん

千駄木（センダギ） 駒込の東部にして、動坂より南、根津神社より北、高低の地共に千駄木を以て呼ばる。中にも林町と云ふは、寛永寺前の林跡なりければ、其名のこる。又團子坂の坂の北を、権現山、元根津と呼ぶ、根津権現の舊址とつたふ、近年は民宅となれり。

新風土記云、千駄木は古へ駒込村に屬せり、土俗千駄木山とも唱ふ、昔は此邊總て雜木の林にて、薪を多く伐出し、一日千駄にも及べるを以て稱へたりと、土人はいへり、根津権現舊址跡は、村の東南にあり、寶永三年移轉せしめらる。

團子坂（ダンゴザカ） 千駄木より東へ、藍染川の方へ下る坂を云ふ、駒込浅嘉町より谷中三崎町（天王寺）の方へ通する横徑とす。此邊には植木師の宅多く、殊に團子坂左右には、毎秋菊の花葉を以て、種々の模擬に作し、人物禽獸、草木山川等、一幅の活世界を現出せしむ、稱して菊人形、菊細工といふ。

根津（ネヅ）（藍染川） 千駄木の南なる低地にして、不忍（シノバズ）池に連なれり。東は藍染（アヰゾメ）川を以て、谷中三崎町と限り、西は駒込向岡に至る。寶永三年、此に根津神祠を遷し、街巷を開かれ、後又娼館を特許せられ、一時は酣歌暢舞の地なりしが、近年は廢墟草深く長し、熱閙の夢も昔語になりぬ。

新風土記云、谷戸（ヤト）川は西原と上駒込の接地にある長池より流れ出て、上駒込西ヶ原を東に屈曲し、其間巣鴨、駒込邊より出る清水、及び下水等もこの流に沃ぎ、夫より中里、田端、谷中に添ひて南に流れ、流末不忍池に落入れり、根津、谷中の邊にては藍染川と唱ふ、川幅一間より二間許。

府内備考云、根津は下谷池之端につゞき、谷中三崎（サンサキ）に隣れり、因りて谷中に近き故、今多く谷中の内に入るといへども、實は駒込千駄木の地なり。〔江戸圖說〕按に、根津の地名は根津権現鎮座以来の唱へなるべし、神社略記、根津権現の條に、根津といふは鼠のいはれにて、是大黑天を祭るならん、ことに天井又は繪馬などに、鼠を多く書し見ゆれば、大黑の社なる事決せりと見えたり、社の舊地は千駄木御林の傍にて、今もその所を元根津と呼べり。

根津神社（ネヅ） 今須賀神社とも稱し、社邊を須賀町と云ふ、即駒込追分の東北なる高崖の下とす。寶永三年、千駄木團子坂より本祠を此に移し、幕府修營して其祭祀を嚴にしたるが故に、遂に府内の大社となれり、舊社領五百石、別當昌泉院、本地觀音堂等ありしが、近年皆撤去す。

根津権現は祭神不詳、根津と鼠は同音にして、鼠を大黑主神の使者と云ふ俗説あれば、或は大國主神を祭ると云へり、社記には祭神素盞嗚尊と云ひ、近年素盞嗚尊の須賀宮に因みて改號す。又俗説、甲府殿徳川綱重の侍臣、根津宇右衛門の靈とつたへたり、されど此権現を千駄木の鎮守神とすれば、綱重の世に始まれるにあらず。其現祠内に六代將軍家宣の胞衣塚ありて、家宣の繼統後に、此神は其產土にあたるを以て、舊邸を捐てゝ神地に闢し、土木を起しゝこと明白なれば、宇右衛門云々は謬れり。綱重は家宣の生父にして、此地に其別邸あり、當時或は谷中邸とも池之端邸とも云へり（千駄木と云はず）而して根津權現は、初め團子坂に在りしを、其西南太田備中守の邸内に移し、寶永三年に至り、更に甲府邸へ移さる、即現境地なり。○會席談云、根津權現は再校江府名跡志に、此社もと東の坂上（今按西の坂上なり）に在り、太田殿造營也、寶永二年、甲府公の邸に移す、此地は六代將軍の胞衣塚ありて、即將軍の誕生せる館址なり、故に新に大造營あり、嬉遊笑覽曰、根津權現祭禮は、其頃はやり小歌に「寶永祭はみごとな事よ、誰も見にゆけゆきさなば、いざ老後の思ひ出も、見なむめり、だん／＼けいこをしさつれ／＼、よるなさはるなかたより行け、塗笠お手に持て、しどけのないのが、ササササ見事い」これ根津權現祭禮によりてのことわざとかや、それも官祭は寶永中にはなかりしなり、正德四年甲午九月、大祭只一度にてやみぬ、既にして將軍家六代七代は世早くして其統絶え、八代の世、享保三年教令あり「山王根津の祭禮、向後三年目に相勤可申段、先達而被仰付候處、此度根津祭禮は勝手次第に相勤候樣被仰付」云々と、是より官の祭事に與からず、漸く衰へたり　○江戸名所圖會云、根津權現社境内は假山水をかまへ、草木の花四季を逐ひて絶えず、實に遊覽の地なり、殊に門前には貨食店軒をならべて、諸人を憩はしめ、絃歌の聲間斷なし、賑ひの里と云ふ。○根津社内に觀音堂ありしが、近年取拂ひて今はなし、是は寶永中、大城の吹上の園中に造られしを、享保八年に此に移されし者なり、元家宣將軍の本願に係ればなら／＼

德川將軍文昭公、胞衣塚碑文云、城之東北、沿不忍池、隆然高且長者、爲岡巓、其下爲千駄木村、有神祠、曰根津神社、往昔茲地、爲德川將軍文昭公之邸第、公以寛文二年壬寅夏四月廿五日生、瘞其胞衣于此岡、聚石作塚、世傳曰胞衣塚、以根津神社即爲公之土地神、寶永三年、命有司修治之、堂宇宏壯偉麗、至今亞嚴、而胞衣塚、蔓草荒蕪、人少知之者、（中略）築之以崇日、有司欽崇典禮、鋤除之蕪穢、四月清和公誕辰、讃頌刊開吐氣蒸、紅紫燦爛花繽紛、天鍾嘉瑞至仁

入、紫河之車牧公捧、政治習俗諸斯民、太宗繼因營足向、仁宗仰賦並北面、我公好文重儒臣、四境照々謳於春、紫河車、花木根、公島本遊眞花は、勿剪勿敗勿加斥、樹即甘棠花後實

追分（オヒワケ）

駒込の南界にして、本郷六丁目の末にあたり、街路二分して板橋へ向ふ中山道と、駒込淺嘉町を經て飛鳥山王子村へ行く者と相別つ、追分の名之によつて、今追分町、東片町、西片町等に分つ

今の追分高等中學校は舊水戸殿の駒込邸たり、今之を東片町と云ふは、不當の命名とす　片町とは本來、追分より白山前の方へ行く中山道の街路を指せり、其片町の西は阿部伊勢守（福山藩）の別邸なりしが、近年拓きて西片町と云ふ。其西片町より菊坂までは、小石川の谷より聳めき、一連岡を爲し、概して丸山と呼べり、故に今も西片町の高崖の下をば丸山町と呼ぶ。○砂子云、本郷追分は板橋道と岩附道（王子を經て）の追分なり、追分の角と道を隔て、加州家辻番所の西に、一里塚あり　○府内備考云、黑塚は其所を詳にせず、今は加賀侯の屋敷の内にいれりと或、「改選江戸志」或は追分の東の角に一里塚の痕あり、此塚なるか、古き江戸繪圖にもあり、其來歷さだかにせず、「江戸砂子」、「江戸圖說」今土人の傳へに、昔追分町の東の方の一里塚邊を、森川大助の屋敷に賜はり、其屋舖内に九郎塚稻荷といふ社あり、是黑塚の古跡なるにやといふ。

森川（モリカハ）

追分より本郷六丁目までの西側を、今森川町と云ふ。往時追分に森川氏の賜邸ありて、森川前（モリカハマヘ）追分宿の俚稱ありしに因る（近年まで、水戸殿邸中に、森川某の宅あり）而も今は本多家の邸邊を、專森川町と指す事となる。○府内備考云、森川宿は昔森川金右衛門氏俊に預けられし與力同心の火繩屋舖にて、氏俊の屋敷も其内に賜はり、且與力は皆氏俊の親屬にして森川氏なれば、森川宿の名は起りしと云ふ、宿と唱ふる故は、當所古より中山道の往來にして建場となりし所なればならん、今此組にて傳ふる說を聞くに、昔小田原御陣にも、甲州御陣にも供奉し、武州三河島にて宅地を賜はり（今も當組にて尾久八幡を鎭守とし、鐵炮見分年には、必ず額を奉納するも、昔三河島に住せしゆゑといふ）其後今の本郷六丁目、木戸際より追分にて、兩頰一圓に賜ふ、云々、

本郷（ホンガウ）

今本郷區の中心及び西南へ係りて此總名あり、本來は湯島郷の本郷の謂ひなれば、之を以て湯島と相分つべき理なし、而も何頃よりか相分ち、本郷の東偏を特に湯島と呼び、又本郷の北を駒込と呼ぶこととなる、永祿の北條役帳に、百九十貫文、江戸本郷、葛西樣御領とありて、大邑なりしを知る。天正十八年、丸山、本郷、下谷に町割を爲し、寛永中に加州前田家此に別館を起ししことに就きて考ふるに、湯島本郷の府内に編入せられ、街巷を置かるるも此際なるべし、當時神田筋違橋より湯島臺を登り、十二町を置きしは、恰も前田家の邸前に達する大路とす。其十二町を湯島六丁、本郷六丁と區分せるより、一郷里忽然二邑の否を呈し、後世沿襲して本郷と湯島とを區分することとし　本郷六丁目より追分に至る西方を、丸山と稱し、丸山の南に菊坂あり、壹岐坂あり　又前田邸の東は（今の彌生町より龍岡町まで）不忍池の低地に臨みければ、向岡の名ありき　○府内備考云、小田原記を見るに「武田信玄、碓氷峠を越て、武藏國江戸葛西にかゝり、人衆を二手に分て、小田原へよす、一手は八王子口より町田にかゝり、一手は江戸の城を責る體にて、江戸、品川、繩しま（今の高輪の邊か）あたりを燒て、民屋を追捕す、此比江戸の城には、富永神四郎在城しけるが、若輩にてしかも小勢なり、葛西に遠山、本郷に太田、篠原、山角、寺尾、諏訪右馬助等ありしかども、人衆は過半、駿河加勢として小田原へめされ寡微なれば、各在所をやかざるを肝要とし、甲州衆を押とゞめ合戰すべきやうもなしと云々、又中古治亂記に「太田新六本郷の宅地を立のき、ひそかに武州岩付へ落ゆくと」云云、是らによりてみれば、此比太田家の居宅此所にありしと見ゆ、されど今其舊跡をしらず、又北條家分限帳に、三郎殿の所領とて、江戸本郷の地百九十貫文と載す、この三郎といひし人は北條氏康の末男にして、後越後の輝虎入道謙信が養子となり、三郎景虎といひし也、是永祿二年の分限帳なれど、御入國の時まで彼家人の領地なりしことと知るべし、又天正十九年駒込吉祥寺へ御寄附の文書に豐島郡本郷之内五十石之事、如先規令寄附訖云云とあり、同年小石川祥雲寺に賜ひし狀にも、本郷の内にて、五石の地を賜ふ由載たり

東京大學（トウキヤウダイガク）

追分高等中學の南隣にして、近年元富士町てふ名を合せらる　加州前田邸の大半、並びに支封大聖寺富山の二藩邸を修理せる者にして地積十萬坪。現下の諸建築、法理文工醫の五分科に分ち、皆近年の造營・係る、其南隣は舊に仍り、前田侯爵の保有に屬し、其居宅とす。

今の東京帝國大學は、東京大學、工部大學校を合併して成るものなり、其起原を叙すれば、東京大學は法理醫文の四學部より成るものにして、法理文の三學部は徳川幕府の蕃書調所に濫觴し、後洋書調所と稱し、更に開成所と改稱し、維新の際朝廷之を收めて再興し、明治二年大學を昌平坂に置くに當り、之に隸して大學南校と改め、同四年文部省立つに逮びて、更に其所管に歸し、同六年更に開成學校と改稱し、之より先き經始する所の神田錦町三丁目の營築成るを以て其所に移す、七年更に校名に東京の二字を冠し、同十年四月始めて東京醫學校と合して、東京大學と稱す、即神田の本校を法學部理學部文學部に分ちたり、時に醫學部は去年本郷元富士町の營築已

に成るを以て之に移れり、同十七年八月、本學事務室及び文學部を本郷に移す、十八年九月理學部を亦本郷に移す、是年東京法學校を法學部へ合併す、東京法學校は明治五年、始めて司法省内法學寮に於て、法學生徒を養成したるに起り、司法省の所轄たりし者なり、二十一年、虎門の工部大學をも轉して本學に合せ、更に構内に新建し、遂に五分科と爲る

加賀邸には昔富士淺間社あり、慶長の頃、駒込にも富士神を祀りけるより、此なるは衰へたりと。今大學赤門(前田家の舊表門)の内に螺山てふ一丘ありしを、近年削平せられたり、是は其富士塚にて、又淺間なりとも一書に云へど、[illegible]の存する邊にて、詳ならず。○[illegible]見聞集云、神田山の近所、本郷といふ在所に、昔より小塚の上にほこら一ツ有て、富士淺間立せ給ふといへ共、在所の者信敬せざれば、他人之をしらず、然所に近隣こまごめと云里に人有て、淺間こまごめへ[illegible]り給ふと云て塚をつき、其上に草の庵りを結び、御幣を立置きつれば、ようでの[illegible]群集せり、本郷の里人是をみて、わが氏神をとなりへとられ、うらやむ計り也。○加能越三州志云、前田氏、江戸の甲第を當藩に本郷とも云ひ、神田とも云ひ、一邸二名なり、是より先には辰口の第を以て甲第とせり、寛永中、本郷に築營し、明暦三年、同[illegible]に辰口邸燒失し、前田綱紀[illegible]本郷邸に遷く、是より直に本郷を甲第と改定あり(今按、本郷神田一邸二名と云ふは信じ難し、且萬治中に「松平加賀守、神田門跡屋敷」と載せたれば、明暦火後に神田を甲第とし、寛文延寶の間に、本郷を甲第とせるごとし)

向岡(ムカヒノヲカ)　大學並びに高等學校の東裏にして、根津不忍池の低地より仰ぐべき高臺を云へり、今彌生町、龍岡町、西門町、及び池端茅町、元富士町へ編入せられし一部を總稱す。元は歌名所に出てし名を取りて、此地形に命じたる者のみ。

[illegible]圖會云、向丘とは不忍池の東西の方をいふならん、[illegible]、新勅、小町「武藏野の向の岡の草なれば根をたづねてもあはれとぞおもふ」。○砂子云、今の松平出雲守(前田家、富山侯)榊原式部大輔屋敷、榊原邸は近年聞きて[illegible]町と改む)の邊を、向岡といふ、昔忍が岡と[illegible]へる道也、其道より池を隔てて、向に見ゆる故に名とす(今按、忍ケ岡を[illegible]路と云ふことは、紫一本に記ける者なれど、確實ならず、此向岡を古歌の名所に擬せるより起れる、附會説のみ)○改撰江戸志に、[illegible]記を引き、又和名抄[illegible]岡の郷名を此に擬したるも、牽强きはまれり、[illegible]は今の[illegible]の地にて、其地に[illegible]の名あるは、[illegible]の遺跡耳。

丸山(マルヤマ)　菊坂より北、追分片町までの高臺にして、小石川指谷の低地より高く望めて此名あり、今西片町、丸山町、西片町、菊坂町、[illegible]町、田町等に分つ、菊川は追分の下に出で、菊川の名を菊坂臺町と云ひ、菊町と菊坂の間に本妙寺あり、丸山の古刹なり、菊坂の東なる通りは、郷本郷五丁目、六丁目とす

梨木坂は菊坂より丸山道り也、昔大木の梨ありし故、坂の名とす、南向茶話に、戸田茂睡といへる隱者、此所に卜居して、梨の下の[illegible]と[illegible]、世に名高き人なりと、著す所の書、梨本集、紫の一本、[illegible]百首、[illegible]、[illegible]九[illegible]物語などありて、世の人もてあそべり。(改選江戸志)○燕石雜志云、本郷なる丸山といふ處は、古名圓塚ならん、豐島、[illegible]、圓塚の[illegible]はみな一[illegible]にてあらなりけれるよしは、鎌倉大草紙を見てもしらる、今駒込のあなたに平塚明神あり、但圓塚においていまだ舊址をしらず、大塚は[illegible]國雜記にも見えて、今にその地名を存すれば、おそらく今の圓山はむかしの圓塚にて、後に唱を更めたるならん。

(丸塚)　今按、回國雜記に大塚と云ふは、此にあらず、入間郡南畑村(ナンバタ)なるべし、又丸塚(マルツカ)と云ふも、古書に見ゆるが、即丸山の一名と爲すべき歟、長[illegible]十八年日記に「七月十六日、丸山の陣所、今日より始まる、丸塚、本郷、下谷とも四五日中」と見えたり、之を以ては、[illegible]一地には非ず、猶考ふべし。

本妙寺(ホンメウジ)　今丸山菊坂町に在り、日蓮宗、初め局澤(ツボネサハ)もしくは平川村にありしごとし。築城の時、神田臺邊へ移され、元和二年、神田[illegible]の[illegible]、小石川[illegible]の水戸邸の邊)へ移し、寛永十三年、今の地へ轉す。(落穂集云、明暦三年正月十八日、本妙寺より出火、本郷丸山町、湯島[illegible]町、鎌倉河岸、淺草御門の[illegible]町家悉く[illegible]、靈巖島佃島を限りに、[illegible]町を海端迄燒通り、翌日は[illegible]に至り、[illegible]く[illegible]り中候、然る所に翌十九日にも、北風强く、[illegible]の[illegible]に上まこりを吹立るに付、諸人[illegible]を[illegible]中所に、又候小石川より出火いたし、大火に成り候へ共、土[illegible]より[illegible]きを相見え不申、初めの程はとくと相[illegible]不申候所に、牛込御門の内へ[illegible]入、[illegible]より田安御門の内、大名屋敷不殘燒いたし、其次御本丸へ移り、金魚[illegible]の[illegible]りたる五重の御天守へもえ付き、大手先へ[illegible]出、神田橋、常盤橋、[illegible]橋の御門矢くら不殘燒、西はやよす河岸を限り、[illegible]通り[illegible]、其日の八時過に、又もつ[illegible]六番町邊より出火にて、半藏御門外、[illegible]後守[illegible]へ[illegible]移り、山王の[illegible]、井伊掃部頭殿屋敷を初め、[illegible]田近[illegible]の大名屋敷不殘[illegible]、虎の御門より[illegible]たこへ下、愛宕下寺門前より、芝札の辻迄、[illegible]手を限りに[illegible]候を以て、江戸中、西の御丸、御[illegible]くら、馬場先き、外櫻田御門内計殘りたり。)

壹岐坂(イキ)　壹岐殿坂とも云ふ、本郷一丁目より西へ、小石川造兵所の方へ五町にして此坂[illegible]、[illegible]江戸志云、元和中の本郷圖に、此に小笠原壹岐守の下屋敷あり、坂名之に因

(本鄉給水池)

る)壹岐坂より本鄉一丁目までの間、大略武家屋敷なりしかど、北を弓町、南を竹町と唱へり、近年弓町と菊坂の間を眞砂町と命名し、竹町の邊を元町と命名す。又元町に給水池を造られ、府內東北方面の上水源と爲し、淀橋淨水工場より、大鐵管を以て此に送達す。○壹岐坂の南、水道橋の間は、慶長以後明暦迄、吉祥寺の在りし址ならん、此寺の此に移りし初めは、本鄉臺と神田臺は地脈相接しければ、神田吉祥寺と云へり。元和中吉祥寺の南に築ちて、小石川の流を導きたるより、吉祥寺は神田の外と爲り、其新川に架せる者を吉祥寺橋(後の水道橋)と稱す、小石川區水道橋を參考すべし。○府內備考云、寛文年中の本鄉臺の圖に、御弓町には御先手組四組、其外旗本の士の屋舖も見えたり、延寶江戶圖にも御弓組此所にありし由載れば、寛永中に御弓組を他へ皆移されしと云ふはおぼつかなし、只其頃二組をまづ他の地へ移され、延寶の後又二組を目白の臺へ移されしにや、此時四谷など、も移されしとみゆ、今御弓町と稱する所は、本鄉二丁三丁の西裏より、東富坂邊までの總名にして、町名にはあらず

湯島(ユシマ)　今本鄉區の東南偏を云ひ、神田萬世橋(筋違)より西北、漸く高地に登り、一丁目乃至六丁目ありて、斜に本鄉一丁目に達す、即舊中山道の通路とせる所也。又本鄉四丁目より東へ、天神祠畔を過ぎ、池端へ下るを湯島切通坂と云ふ　凡湯島は高地を占め、其東なる低平は外神田(ソトカンダ)、下谷の屬管とす、而も獨神田明神は湯島の高地(二丁目の北側)に居るも、猶外神田の屬たり。○府內備考云、小田原役帳に「中村平四郎買得、三十八貫文、江戶廻湯島之內」「龍崎文四郎、五十三貫百十文、江戶湯島」とみえたり、江戶志に、湯島は和名抄に出たれば、もとより古き地名也、いにしへは湯島本鄉は一ッにて、後に二に別れたるべしと云ひ、此說實を得たるが如し、然れば本鄉かゝりて湯島の元地にして、古の如く本鄉を合せていはば、最廣き地域なり。

湯島天神社(ユシマテンジンジャ)　切通坂の南なる高崖の上に在り、文明年中の堯惠紀行に見えたれば、古祠なること著し。たゞ僞撰風土記に「湯島神社、雄略天皇御宇、官所祭、手力雄命也」云々とあるに惑はさるることなきを要す

砂子云、湯島天滿宮、神領五石、文明十年、太田道灌草創す、堯惠紀行に「しのぶの岡の旁に、湯島(コシマ)といふ所あり、古松遙にめぐりて、しめの內に武藏野の遠望をかけたるに、道すがら是は北野の御神(菅公)と聞えしかば、

忘れずば東風吹向へ都まで遠くしめ野の袖の梅が香」。

按に、當社の地主を戶隱明神なりと云ふは、風土記によるか、又湯島の十景とて數ふる中に、羅山子以下の詩あり、其一に、

菅神祠廟倚松開、西府東都自在來、一夜飄風枝上雪、
晴天粧就誤飛梅、　松永昌三

或は云ふ、湯島天神とは、諸國の神名帳などの例に擬れば、菅廟にあらず、中世以後に至り、菅公天神をも配祀したるならんと想ばるれは、別に地主祠の存するは、頗古義に合へりと。○慶長見聞集云、昔は湯島天神の御社あれはてゝ、社壇はむぐらの下にむもれ、和光同塵の結緣も餘りあるばかりなり「かゝる所に神ぞまします」と云前句に「捨ぬべきうらりの浮世に交りて」と尊碩がつけたるもおもひ出ける、然るに當君江戶へうち入給ひしよりこのかた、民豐に繁昌他にをなりていれは、今湯島の社へ祈りをかけ、往詣することさりもやらず、いがきをみがき如在の敬見えたり。又云、昔諸社の神官神人ら、起請文書つる事有、他の社を停止し、關西は北野、關東は荏柄に於いて書しめ給ふ、是鎌倉繁昌する事、ひとへに荏柄天神の威光と知れたり、扨又湯島天神は當君江戶御打入以前よりの靈境、今江戶日を追ひ年を累ぬるに隨て繁昌する事、いにしへ鎌倉殿の世にことならず、然ば湯島天神は江戶の鎭守とや申さん、其上天神は文道の大祖、風月の主たり。

天神祠の北なる、今の岩崎氏邸の西隣には、根生院ありしが、近年郊外高田村へ退轉す。初め東神田に知足院てふ眞言教場あり(寛永圖に載す)萬治の頃に此に移轉し、天和貞享の際、隆光僧正住持し、公方の信寵を博し、威權雙びなし。即別に護持院を創め、知足の舊宇を法類榮譽師の徒に附し、改號して根生と爲す、と云ふ、云々。

切通坂(キリトホシ)　本鄉四丁目より東へ、六町許にして降るを云ふ、切通坂の南崖には天神祠あり、北は岩崎氏の宅とす。切通坂の下、眞直に下谷區、淺草區を横斷し、大川廐橋に達する新街路成り、今廐橋通の唱起る

麟祥院(リンシャウヰン)　俗に枳殼寺(カラタチ)と云ふ、切通坂の上に在り、臨濟宗妙心派の名藍にて、天澤山と稱す、寛永二年、德川家大奧の老女齋藤氏(稻葉堀田兩家の祖妣にして、一位に叙せらる、春日局と號し、三代將軍を養育したり)の本願により、滑山劉和尚開基す、寺中に齋藤氏の墓あり、

靈雲寺(レイウンジ)　天神社の南西にして、今寺邊を新花町(シンハナ)と名つく、元祿中、眞言律敎の中興、淨嚴和尚(雲農覺彥比丘と云へり)の創立にして、寺領百石を有したり。○江戶名所圖會云、寶林山靈雲寺、覺彥比丘の開基なり、灌頂堂に兩界大日如來を安置す、大元堂は灌頂堂の後方丈の中にあり、本尊大元明王の像は、五代將軍綱吉の御筆なり、大元明王の法は、元祿中覺彥比丘始めて將軍家の爲めに之を修したるより、貴重の秘法として世に尊ばるるとぞ、院號を大悲と申す。

大悲院に花を見はべりて
灌頂の闇より出てゝさくらかな、　其角

妻戀(ツマコヒ)　新花町三組町の南にして、今は町の名なり、元野の

名に呼び、稻荷祠にも負はせたり、中古の物語冊子に出て、古き地なり、妻戀と神田明神の間に一陷淮あり、西方より漸下して、東に明神下町の方へ決裂す、延寶の江戸圖にぢごく(地獄)谷と標し、一書には樹木谷と云へり、

江戸談に、小山判官と云ふ人、昔信太小太郎に戰負て、妻戀橋の邊に殺さると云へど、其實を知らず〔新編江戸志〕荷は實に土俗の口碑に傳へしならんが、其事は別に中世の御伽草子の一なる、志田草子に記せる者ありて、口碑にも信を採るべきを證するは、最奇異に屬す　紫一本にも、信太某が小山某を殺すことを載せたれど、忍岡稻荷の事とするは轉訛ならん、曰く「上野の山に、不忍の池を前に抱へ、稻荷あり、此稻荷に小山太郎行重、京都より下る時に、奥州の國主信太小太郎、事を申上んと上洛の時、爰にて行重に出合、打殺し給ふを、所のもの稻荷にいはひたりと」、云々

志田草子云、さる間、こくし殿は、志田殿の安堵を申給て國に下り、道にて小山からめ取、京へどと名つけ、志田殿にたぶ、志田殿なゝめならずに、御喜び有て、武藏の國つま戀が野邊に引措て、首打落したまふ

茗溪(メイケイ)(御茶水橋)

俗稱御茶(オチャ)之水(ミヅ)の譯名に出づ、即神田川の溪谷を成す所を指し、更に其崖上の街巷に及ぼせり。大略、西小石川水道橋より登るを御茶水坂と云ひ、高等師範學校の前を過ぎ、昌平坂を下る迄の汎稱とす。御茶水橋は、明治二十五年の構架に成り、茗溪の谷を横ぎり、駿河臺へ通せしむ。

今の高等師範學校は、幕政の時の聖堂の寮舍を置きし所にして、林大學頭家の管掌して、儒生を招き書生を集めし所とす。近年更に其西隣をも併せ、師範の男女生の教習所に供せらる。師範校の西隣に〔安政の頃、江川氏、此に銃礮を鑄造したることあり〕今順天堂病院あり、是は幕末の頃より盛名を發せる、佐藤尚中〔舜海と號す〕の建立に係る、即明治十年也。又近地に蘇門病院、濟生學舍あり、長谷川氏の建立に係る。○御茶之水とは、此崖岸の下に寒泉涌出し、茶家玩味して、好水の名ありしに由る、神田川を參考すべし

府內備考云、御茶之水とは聖堂の西にて、川の端に折れて、里俗大曲と稱ふる邊に、昔泉の在りし也、神田川堀割の時、端になりて水際に形のみ殘れり、享保十四年、江戸川洪水の後、此川幅も廣められしかば、全く川の內へ入て、今は名のみ殘れり、駒込高林寺の記に、彼寺慶長九年、元神田より御茶之水に移り、其後に屋敷內御堀となり、清水涌出しかば、台德院殿の御茶の水に御附らる、其後明暦三年駒込へ轉す、云々

聖堂址(セイダウ)(昌平坂)

今教育博物館に供用せられ、其建築は依然たり、即高等師範學校の東隣にして、大成殿の一郭是也。其門前、万世橋の方へ下る坂を、昌平(シヤウヘイ)と名つくるは、孔聖の舊國郷里の名にちなめる者にして、聖堂の寮舍を昌平學校と云へるも、同意に出づ、又茗溪に在るを以て、茗黌ともいへり　大政維新の後、明治二年、大學を此に置き、孔子以下の像を撤去し、更始して學神を奉安したりしが、久しからずして之を罷め、爾後復奉安の事なし

大成殿　　　賴　春　水

大成聞巨殿、輪奐照無窮、黍稷薦天德、蘋蘩薦聖功、因撥黌宇壯、用信翻圖雄、政化歸仁厚、淳非名不空、

[illegible]子云、聖堂領千石、林家持、始は東叡山の內、今の山下[illegible]の所に在り、元祿四年湯島に移さる、孔聖十哲を祭る。○府內備考云、聖堂は寛永十年、林道春が上野の別莊に創て建て、其後同條の爲にうばはれて、町家を轉して此地に移され、大成殿を造らる、元祿三年なり、其後元祿十六年類燒なせし處、又御再興あり、其時入德、仰高、杏壇三扁の榜題は、持明院基輔書れし者、今猶存在す、又木字大成殿の榜題は、將軍家御自筆なり、最初先聖殿と稱し、元祿に改て大成殿と稱せらる、寶永の頃までの史筆には、なべて孔子堂(コウシダウ)と記せり、從前の習、人皆聖堂を此處の總稱と心得けるが、寛政御再建の後、改て昌平坂學問所と號せらる｡維寛政十年、歲次戊午、三月某日、大君遣具官某、致告於大成至聖文宣王、維王丕隆道德、表正綱常、肆祀孔殷、古今攸同、東海之表、中祀之典、制始寛永、極美元祿、逾年已來、殿寢摧頽、享祀雖隆、朝觀不稱、認此墜典、實深哀惕、爰命有司、更謀新建、令諸群材方鳩、衆手紛作、權造別殿、奉安聖靈、特遣儒臣、由申虔告、服成非遠、惟王臨之、謹告、翌年十一月正遷座あり、春秋釋奠の式、及び祭器獻品の具、詳なる事は、大塚唯介所撰の昌平志に載たり

よろづ代の秋もかきらじもろ共に詣でて祈る道ぞかしこき、　元祿七年、孔子堂に詣でて、三位殿(桂昌院)

孔子堂址

昌平橋春望　　　精　里

儀川漾轉抱城流、城市中間除杖留、橋畔樹陰調馬埒、堤陰柳拂浴鳧洲、閭閻挾地多金穴、邸第連雲出畫樓、則是鶯花春似海、何妨自擬賦歸遊、

橋上新晴二月天、風光滿目競春姸、津林峻宇[illegible]、古嶺疎鐘隱暖烟、下美腰錢騎鶴客、欲呼荷笠釣魚船、往來車馬紛爭道、誰識繁華同逝川、

昌平橋は筋違橋の西の方にて、神田川に架す、元祿の江戸圖には相生橋とあり、聖堂御建立の後、昔の昌平郷の名かたどり、かく名付給ひしなり、〔新編江戸志〕貞享圖には昌平橋をかけはしと標し、橋の北岸は一帶の空地にて、火除原及び馬場とす。

湯島鄉(ユシマ)

和名抄、豐島郡湯島鄉。○今本鄉區、下谷區及び都市の外、日暮里の邊までを云へることし、湯島本鄉の名の、後世に遺れるにて知らる。

湯島と隣郷との布置の狀を考ふるに、西は日頭郷たるべく、東は古方郷たるべしと想はる。されど其北なる尾久、三河島などの系屬知れず。又湯島の南なる神田、並びに府城の地は何郷なりしにや、豐島驛かとの說、別項にあるがごとし。すべて日頭、驛家、古方も共に多少の遷依あれど、湯島の如き、明白なる自證あるにあらず。

神田區

神田區

府城の東北なる一區にして、日本橋區の西北に隣る、即外堀并びに龍閑堀を以て麴町、日本橋の二區と相限り、其北は神田川以外の數巷をも管内とす、故に内神田、外神田の名あり。大畧、内神田は神田川以南を云ひ、猶分ちて東神田、西神田の汎稱あり。東神田は（日本橋、今川橋の通町を承けて、萬世橋に至る）神田通を眼目とし、西神田は小川町を眼目とす。西神田の高地は即駿河臺なり。外神田は下谷、湯島の諸街巷と相夾雜す。今一區、面積凡三百零四町歩、人口十四萬。

神田

江戸庄内の舊地名にして、城下東北方の汎稱にも用ゐられたり。本來は芝崎村の神領田土に出れる者なれど、永祿小田原役帳に、柴崎村の新堀を、一所には神田内新堀と書し、柴崎の別名に似たり。又駿河臺を神田臺と呼べること、古書に徵見すべし。徳川氏開府に及び、まづ芝崎、上下平川等を收め市街と爲し、四日市と共に工商を置き、淺草口（奥州路）芝崎口（中山道にして、湯島口といふべし、湯島へかけて神田原の名あり）の二大路を通したり。而て神田社を推し、府下の土地神と爲しを以て、神田の名は更に府下の大名と爲り、東北方の汎稱に轉し、大畧、今の日本橋、神田兩區へわたりて、神田の汎稱を被らすることありき。即江戸工商の淵藪にして、町家の中樞にあたり、江戸子、神田子の號は、府民の醇精を云へることともなりき。

按、永享記に、永享十年、鎌倉公方持氏、武州へ發向の時、「千葉介胤直は御和談可然旨、再三諫め申し、結句關戸山御越の時、千葉介手勢引具し神田寺原へ打出、下總國市川へ歸陣」、此地名は神田の寺原にや、又深太寺（神田寺）の原の異書にや、未決。

慶長見聞集云、土くじりといふ風は、雲の氣色もなく音もせずして、俄に地より吹立、土をまきつゝんで空へ吹立れば、たゞ黒煙のごとし、昔は江戸近邊、神田の原より板橋迄見渡、竹木は一本もなく、皆野らなりしが、いま江戸さかゆくまゝ、あたりの野原三里四方に、家を作りふさぎ、海道には眞砂をしき、土のあきまなければ、土くじりはいつくをか吹らん、町しづかなり。（慶長江戸圖考云、爰にいふ所はつかの間の變遷と見ゆ、慶長初年迄は、此邊神田山なりしに、同八年其山を堀崩しければ、其跡原と成し故、竹木もなく、限なく遠き方迄、見渡されたるなるべし）

芝崎

舊村名にて、其鎭守を神田明神とす、されば後世の神田と總稱するは、當時の芝崎村にあたる。永祿中、北條家役帳に太田大膳亮、百十七貫文、江戸芝崎一跡と載す。

江戸名所圖會云、神田明神の舊地は、神田橋の内一橋公の御館の中に存せり、此邊舊名を芝崎村と云ふ、小田原北條家の古文書に、太田大膳亮所領の中に、芝崎一跡と註せり、其昔は淺草の日輪寺も、芝崎道場といひて、此地にありしなり、又神田と名くることは、傳へ云ふ、往古諸國伊勢大神宮へ新稻を奉る故に、國中其稻を植るの地ありて、之を神田、或は御田と唱へしとなり。○按、芝崎は又柴崎に作り、江戸の大村なり、其地域は大略、神田橋外、東西の地なれば、神田臺を眼目と爲し、其形勢を想ふべし。神田明神の舊址の橋内に在るは、稍疑ふべきに似たりと雖、支堺の出入は往々免れず。蓋彼祠觀の平川村に近接して在らんも、猶芝崎の域内たるに妨けず。且天正十八年日記に、芝崎道場は築城の繩張内にあたれる由を錄し、此道場と神社は、當時一境たりと云へば、芝崎の村域は神田橋内にも及びしを知るべし。

天正十八年日記云、芝崎上人の所、繩ばり内にて、引せ可申、云々、大工百五十人、くろくわ二百五十人、三みやく院引うつの方、此方にて手傳候。（校註、芝崎道場は日輪寺にて、此時銀町へ移されしならん、三遡院は大手外に在りしと云ふが、又下谷坂本町へうつさる）

此度芝崎口、神田臺原道通りより、追々御開相成可申、被仰出候附、所之者、其外之者共、所を望候者、勝手次第に、土淺崩し可申、多分致候者へは、御賞美可有之、只今千束内外之池、代山流れ共、埋立樂候間、淺土持出し、差支候はゞ、此埋立へ遣可申候（中畧）

二月三日（天正十九）修理（内藤）常陸（青山）

（柴崎）

小川町

神田區の西部（西神田）の汎稱にして、田安臺（飯田町）丸之内と、駿河臺との間なる地を云へり。近年諸街巷の名を改め、三崎町、西小川町、今川小路、一橋通町、神保町、猿樂町、錦町、美土代町等に分ち、小川町の名は僅に錦町の北に遺れり。本來は水流の名に出て、神田川の駿河臺の北を洞通せざるにあたり、小日向、牛込の方より小川ながれ出て、小石川を幷せ、神田臺（即駿河臺）の南に至り、一橋の邊にて城

（西神田）

壕へ入れりと。或は曰ふ、飯田坂の下、堀留橋の邊にて、城壕（古名平川の筋）へ入りしと。〇寛永圖に據れば、小川町の名は見えずと雖、此地はすべて武家屋敷にして、一の町家なし、其後は雉子橋通小川町、一橋通小川町、駿河臺下小川町、及び錦小路、神保小路、今川小路、三崎小路等の名出てしも、猶明治の初年までは、全く武家町たりき。幕府の瓦解の後は、商工の徒直に武家に代り、數年ならずして形狀一變す、此邊標高五米突、乃至四米突

江戸名所圖會云、南向茶話曰く、天正の始め未だ御府の結構出來ざる先は、雉子橋の外、北の方の梣木坂の下まで入江にて、其頃は市ヶ谷長圓寺谷に大沼ありて、今の揚場町昔は船河原と云ひ、其船河原の邊を彼の沼水流れて、此入堀の處へ續きしとぞ、又小石川根木俣橋の水流も、三崎稲荷の邊より、小川町を經て一つ橋より少し東南へ流ると、云々、之より後世小川町の號起れるならんか、關東古戰錄に、太田道灌、江戸城にありし頃の眺望の狀を記せり「武藏野の小川の流絶えずして岸の根芹をあらひこそすれ」此の歌、風調ととのはずといへども、暫く茲に擧ぐ。〇按、此に天正の頃、梣木坂下まで入江入りと云ふは、慶長三年古圖にも、外堀は田安臺ののぼり坂（飯田坂歟）に至り、猶坂の上へ連脉せる樣なれは、大略符合す、即飯田坂の下まで潮江なりしこと想ふべし、謂ゆる平川是なり。されば小日向、市谷の方の一脉と、小石川の一脈が此平川に注入するには、飯田坂と神田臺（駿河臺）の間に匯合したることも推斷せらる。但し其平川と此水脈の接合するには、太田氏江戸築城の時より、從前する所ありしなるべけれど、今其沿革を詳にし難し。

江戸砂子云、神田が濶、一名小川の清水といひ、今の小川町内藤大和守邸内に在り。〇（高遠邸にして、今の表神保町にあたるべし）〇府内備考云、紫一本に「昔は此邊三崎村とて、田畑の地なり、後御旗本のやしきに下さる、畔道をすぐに小路となしたるゆゑ、其道筋まがりて、屋布の形ひづみあり」と、江戸記聞に、此地はじめは御鷹師のあまた居りし所なりしが、その後變遷して御旗本の屋布となりて、元鷹匠町とよびし也、元祿六年、名を改て小川町と唱ふべきよし、命ぜられぬと。

（鷹匠町）

三崎（ミサキ）　今三崎町と云ふ、舊圖に三崎小路、又稲荷小路と云ひ、小石川門と水道橋の内なる、惣名小川町の字としたり。幕府の末路、安政六年七月、三崎稲荷祠の邊に講武所を建て、陸軍所と改む、新政府の初めにも、猶此を調練場と爲しゝが、後廢して市廛に建つ、三崎と云ふも、小川町に因める地ならん。

江戸名所圖會云、小川町より小石川の方への出口に、水道橋あり、其近傍神田上水の樋あり故に號く、萬治の頃迄、駒込の吉祥寺此地にあり、故に此橋の舊名を吉祥寺橋ともいへり、三崎稲荷は、西の方土堤に傍てあり、此邊昔は三崎村と云ひけるとぞ　史學雜誌云、天正日記を閲するに、十八年十月四日、小石川の末池になりたる所、永はかせ、大方下おたとなる、此分屋敷に割渡し、大身小身すべて二百三十三軒なり、今十六日南、小石川の末出水にて、云々　按に、小石川の末の流は、蓋小石川門より、三崎町の邊に在りしならむ、古、小石川の水、江戸川及市谷濠の下流等と相合して、一溜潴をなし、飯田町堀留に通して、平川に入りしとなり。

堀留橋（ホリドメ）　三崎町と飯田町（元町邊）の間、小石川橋より堀留橋まで、江北鐵道の小濠は、近年の掘なるが、今明年の間には竣功するとて、即神田川と平川（外堀）とを連絡するものとす、堀留六町　堀留は今西小川町一丁目と、飯田町四丁目の間にあたり、田舗と相對す、昭は此を以て字壕とするを以て、日本橋よりの東は、蟋蟀が終と稱せり、此橋を古來蟋蟀橋とも呼び、其水を蟋蟀溜と呼ぶ。〇蓋神田川疏通以前には、小日向市谷より來る小川は、此にて平川に入りしを、改修せられて、此に堀留を定め、蟋蟀は名のみ合溶の昔をつたへたるなり。

蕃書調所址（バンショシラベショ）　今一橋通町高等商業學校の地是なり、幕政の末、安政二年、古賀謹一（名は増、茶溪と稱す）蕃書取調御用を命ぜられ、翌年蕃書調所の號を建てられ、古賀之が總裁たり、文久二年に至り、一橋門外に其校舍を置く、即今地也。已にして開成所と改め、明治維新の後は、之を收めて大學南校と爲し、專ら西學術の攻究を力めしむ、六年開成學校と改稱し、東隣の地に營築し、遂に法理文三分科の發展を見る、十七年十八年に至り、本郷大學の校舍成り、諸科逐次に移轉したり。

神保町（ジンボウチャウ）　昔は小川町の小字にて、神保某の邸ありしに因り、神保小路と云ふ、近年公稱、表裏の二町に分つ。〇破窓記（安政二年地震錄）云、鎌倉河岸より三番の御火除原の前をすぎ、四番原のうしろへよぎれば、小川町、神保小路おしなべて、水道橋の通り迄、其大名御旗本衆の屋敷燒る、四番の御火除原のつゞき御堀端より、俎板橋迄のあはひ、大地裂、一つ橋御門内の左右石垣いたく崩れたり、この御門を入て右手のかたさまへ行くに、舊宅築垣、あるはつぶれ又は倒れて、所せき中を踏わけつゝ、火のあるかたを見るに、大手御門辰の口の邊まで、云々、

錦町（ニシキ）　近年神田橋外の街巷を錦町と改む、小川町、神保小路の南にして、舊時、護持院原と云へり、幕末に歩兵營、馬場を置かれしこともあり。明治十年比には開成學校、大學豫備門、學習院等あり、今高等商業學校、法學院以下、各種の學校等あり。

江戸名所圖會云、神田橋と一橋との間、お堀の外は護持

（護持院原）

院舊地なり、元祿年間、柳原の南にありし知足院を引て、護持院と改め、殿堂等を建立ありしが、享保回祿の後、大塚の地へ移され、明き地となる、林泉の形殘りて頗る佳景なり、夏秋の間は之を開かれ、都下の人此に遊ふを許さる、冬春の間は時として將軍家此に遊獵あり、故に此處を新駒ヶ原とも唱ふるとなり、世俗は護持院の原といへり。○按、神田橋一橋外の空地は、火除のために之を設けらる、天和中の事なるべし。元祿に至り、一時此に護持院を建築せしかど、享保に至り又一掃し、一番乃至四番の防火空地を置かれたり。又錦町は往時二色小路の小字ありしに因るが、紫の一本に錦の裂の說明あり、

鷹匠町、昔皆田なりしを、町を直に道として、田を埋め屋敷下されたり、故に道筋まがりひづみあり、又此町を錦の切と云ふは、小身なる旗本にて、わづかの者なれど、大切に思召すとの事と承り侍る。

神田橋より小川町に至る街路、其西は錦町なるも、東を美土代（ミトシロ）町と稱す。美土代は明治五年の命名にして、神田は古語御戶代と其義を同くすればとぞ。寬永古圖は此邊にあさ町と標し、武家邸のみなるが、中頃より町家も混入したりき。

駿河臺（スルガダイ）

内神田（ウチカンダ）の高崗にして、標高二十餘米突、其山脈は北方湯島、本郷の臺地に連接すと雖、神田川の深塹其間に穿通し、地脈を斷てり。今西より上るを皂角（サイカチ）坂、東よりするを淡路坂、南よりするを胸突坂と云ふ。布置の街巷は、鈴木町、袋町、甲賀町、紅梅町等とす、舊神田臺（カンダダイ）といへり。

駿河臺は神田臺の新名なり、元和二年の比まで、此臺地は本郷の臺へ連續して、分界する所なかりしが、土功を起し、吉祥寺前より小石川を東へ通して、神田川の源淵と爲し、因りて大塹を開鑿して、神田臺を本郷臺に分離せしむ、而も其川渠は、猶水傾き馳せて渦汐を通することなかりければ、明曆の災後に、仙臺侯の疏鑿を加へらるるありて、全く舟入の江と爲る、故に後世專仙臺堀と呼び、或は元和の初度の事を忘るるに至れり。○白石紳書云、駿河臺は駿河衆の屋敷なり、その頃は今の（小日向）龍慶橋の筋の川、南へ流れ平川に落合たり、今の水戶殿の前の土堤の少しひくくみゆる所、即その川筋なり、それを埋しかど、後に又落入たれば又築しかど、地落入て、少しひくくありしが、駿河衆引うつさるゝに至て、今のごとく水戶殿の前の堀を淺草へほりつゝげて、其土を以て土堤をつかれて、內外の隔出來りて、こなたを駿河臺と名付たり、その後に又陸奧守へ被仰付て、彌その堀を深くせられしなり。○江戶記聞云、（元和年錄と大同少異）駿河臺は駿府に神祖薨去の後、元和二年、駿府の御家人等との地にうつるべし、さもあらんには居宅の地せばかるべしとて、江戶川を東北の方へ堀まはし、その中を廣くし、屋敷の割を命せらるべき由、初め吉祥寺の後より、本郷の臺をほり通すべきむね、評議ありしが、後におもむきかはりて、吉祥寺の前を堀わり、田安御門の北ひかしの方に引ならし、神田神社、其外萬隨寺等を外へうつせり、明神は神田の臺、萬隨寺は下谷と定められ、本明寺その外は小石川などへ移し、かの御堀の土をもて築き立、屋敷かまへ成りしといふ。（紫一本云、駿河臺元は神田臺といふ、駿河御城下に在る衆中、江戶へ召下され、此臺にて屋敷下されしより、駿河臺といふ、云々）（慶長見聞集に、神田の淨西寺の談議を聽聞し歸るさに、かたはらを見れば、ほそき山道、草村を分行所に、禪宗の小庵あり、人倫絕てあたりに古狸一ツ二ツ見え、古歌に「人すまで鐘も音せぬ古寺に狸のみこそ鼓うちけれ」とよめるも思ひ出せり、云々とあるは、蓋當時の神田山の光景なるが、其淨西寺と云ふもの後世に聞こえず。

（神田臺）

一來十七日以前、江戶打着、翌日十六辰刻、可致出仕候、小者一人ツヽにて、中城へ者登召連候供衆をば宿中に置出申候立馬得道具共をは神田之坂之上に可置、自然地馬に可乘候、神田之臺迄はかちにて、御こしのさきへ可參、

（慶長江戶圖考所引のものには「召連候供衆、上下宿中に置、於里立馬得道具共、上下神田之坂上に置、自彼地馬に乘候、神田之臺迄はかちにて御こしの先へ參候」とあり、原文の字句難解のところあり）

萬端太田備中、宮城、福島尋合可致之候、（中略）七月十日、（年歲知れず、江戶圖考には天正九年のものと云へど、いかにや）（松山城主上田憲定印）

道祖土圖書助殿（新風土記）

尼古來（ニコライ）教堂

駿河臺東紅梅町に在り、露西亞國主教日本傳道師ニコライの經營する所に係る、故に俗にニコライ寺といふ。明治十七年起工、二十三年に落成す、基督復活聖堂と稱する者とぞ。其本堂高さ百十五尺、鐘樓高さ百二十五尺、合建坪三百餘坪、石壁銅瓦、屋蓋塔尖、規矩方圓の妙致を極む、寺傍に居舍、學寮等あり。

府內備考云、鈴木町は駿河臺土手にそへる往來なり、此小路に鈴木氏の屋敷多く並びたるゆゑにしかいへり、甲賀町は埃（ゴミ）坂の上なり、昔甲賀組の者居し處と云へり。

筋替橋（スヂカヘ）

近年石造に改められし時、萬世（マンセイ）と更名せらる、駿河臺の東麓にあたり、神田川に架す。

日本橋より神田通を經て、湯島本郷に赴く者と、小川町より外神田下谷に赴く者と、共に此橋を交叉通過す。而も此四路は、皆橋に對して斜に注射するを以て、筋替の名あり。寬永圖にスヂカヘに作り、後或は筋違に作る者あり。明治六年改修の時、少く位置を變し、新石砿に萬（ヨロツ）

（萬世橋）

世橋の名を命す、俗に之を眼鏡（メガネ）橋と呼べるは、橋下に双圓形を見ること、眼鏡に似たれば也。

筋替橋に蜜門（ミツケ）を置かれしは、寛永以後の事とす、號して神田見附と云へり、其見附内を連尺町とす、此連尺町、明暦の大火後（其民家を一掃して南方へ移し）空地と爲し、防火（ヒヨケ）に備へらる。當時此空地より通ずる大小の巷路多かりければ、八辻（ヤツツジ）原、又は八小路（ヤツコウヂハラ）原の名あり。或は曰ふ、八辻原、今公園に準せらるゝが、是は泰西謂ふ所の街苑（スクエア）なりと。○萬世橋の西、駿河臺淡路坂の下、神田川に架せる一橋ありて、寛文十年の江戸繪圖を見るに、相生橋と記しぬ、むかしは苹あらひ橋、又相生橋ともいひ、元祿三年、聖堂より東の坂を昌平坂と唱へ、此橋を昌平橋と呼ぶことゝなる。

昌平橋北對城門、大路紅塵浥雨痕、萬野絃歌通日夜、王侯第宅滿乾坤、痛來苦思休吭句、老去歸心在灌園、時結鼓刀屠市客、未須輕擬信陵君、　南　部

連尺町より西へ、小川町の方は、往時一圓に武家邸たり。今の淡路町、雉子町の邊を丹前（タンゼン）とも云へり。雉子町、佐柄木町の名は古圖にもあれど、多町の末なる小巷の名にして、表通には及ばざりき）（江戸名所圖會云、丹前は雉子町の北の通を云ふ、昔此に堀丹後守の第宅ありし故にかく唱へけるとぞ、其頃此邊の風呂屋に湯女を置て客を招きしにより、又六法組とて武士にもあらぬ壯年の俠夫、大小立髪の異風なる出立にて、此の風呂屋の邊を徘徊せしかば、之を丹前六法風と呼びける、後に歌舞妓芝居にて狂言に取組み、名も丹前と呼びけるとなり、所謂六法とは神祇組、鶺鴒組、白柄組、鐵拳組、吉大組、笊（サル）籬組等なり。

神田（カン）通

東神田の大通にして、日本橋通の今川橋より筋替橋に至る間を云ふ、乘物町、鍛冶町、（[illegible]町）鍋町、新石町、須田町等の名あり。寛永圖に白金町

とあるは、今の乘物町にして、鍋町二町の一は、寛永圖に乘物町と云ふにあたる、蓋斷火巷を萬治中に白金町に貫穿したるにより、街巷に變更を生したるなり）須田町の邊を、元祿略圖に、元誓願寺前と云ふは、須田町の東に、萬治中まで寺ありければ也

連雀（レンジヤク）町

又連尺に作る、萬世橋の條下を參考すべし。○江戸會志云、連雀は條帶のことにて、下學集には連著に作る、曾我物語河津三郎討れし事の條に「れんぢやくしりがへの、出ぶき色なるをかけ」云々、近世或は連索に作る、（嬉遊笑覽にも連雀の考あれば參照すべし）同書江戸町次原氏、天正十九年の文書に「れんぢやく町、新宿に立申候、諸役ゆるし置候」云云とありて、末にかわこへれんぢやく衆中とあり、江戸も此傳にて、入國の初に連雀町を神田へ置れしなるべし、同年寄喜多村氏家藏、天正廿年十月、加々爪氏の文書に「増上寺連之事、連雀町同前、三人の年寄共、異見可申旨、御意候也」とあり、白石紳書、五雲骨の傳に「益田嘉友、初め小田原にありしとき、商賈のことを司り、關八州の商人の連雀を出したり、江戸に來りて後は名主と為り、連雀の運上のことは町年寄へ讓りて、江戸の家を二男にゆづる」云々、町年寄の書上に、入國の初めには連雀町ありしを、明曆町年寄喜多村彌四郎の支配となる、然るに明曆の大災後、遂に廢絶したりと、或はこの連雀町に移す置し者なるべし。

鎌倉（カマクラ）町

神田通の西方、三河町までは、從前一圓町屋敷なり、されど寛永圖には、三河町を新小田原町と云ひ、新小田原町と大工町、新石町の間（今の皆川町、永富町など）に佐竹氏の邸あり、其南なば鎌倉町と記載せられたり。鎌倉町、三河町は外堀（平川）を背ひ、船舶運送の便ありければ、寛永の昔より、河岸に當場して、小川町寺面への準備なりしこと想ふべし（東京名所圖會云、三河町は芝崎村の跡なり、古老の説には、初め松平家の小人の三河國より來りし者、こゝに居りしが、後改めて町家とす、正保日記には「神田橋の外へ渡御、鎌倉河岸に鴨群居たり、鷹を打追立よとの上意なり、新小田原町の者に置たる、鷹を取て鷹に打ち、鴨を追立、御拳にて鴨を合せ給ひ、御機嫌快然と」云々、武江圖説に、舊況を記して「御草創の頃は、此邊と通り筋のみ町にて、其外は武士地、寺院田畑なり」云々

多町（タチヤウ）

神田通、鍋町、新石町の西裏にして、寛永圖にも載せ、白川町（今の今川町）本石町（今の裏新石町）大工町、多町と云ふ、昔より蔬菜商の市町にして、俗に神田の青物市と云ひ、毎朝其市立を爲す。○寛永圖にめつた町と名つけあるは、其義を詳にせず、めつたを一本にかつたに作る、延寶圖には、じに田町、さへき町、永富町等あり。

青物商が神田多町、連雀町、永富町に市立するは明曆大火の後なり、又公儀の御用を御付られしは、正德四年を以て初めとし、是より追々營業者増加して、享保十年には問屋も九十四人となりぬ、然るに物價騰動の故に、御買上の直段低廉となりて、毎年市場の損失高は三千五六百兩内外に及び、寛政度の改革にて、他の千住、京橋、南闕、本所、駒込、其外七ヶ所の市場に於て、三分通引受くることとなり、當市場は以上市場の觸元を申付けられたれば、上物は當市場の承諾を得ざれば、他の市場にては賣買することの出來ぬ事となれり、明治十六年六月、多町、連雀町、須田町、佐柄木町、通新石町を合併して、神田市場五ヶ町と稱す（東京名所圖會）

神田八丁堀（カンダハツチヤウボリ）

龍閑川に同じ、日本橋區平岩（東京名所圖會云、龍閑川筋に、安政四年まで八丁ありて、世に之を神田八丁堀、八丁堤と稱へたりき、江戸紀聞に「昔持籠、紺屋町の堀ざた迺なり、明和四年、此土手をつか

れし」といふ、□内備考に之を引て一家に高治記に、元年、日本橋の四日市、今藏屋敷といふ、と、白銀町と兩所、東西に長土手を築き、上に並木を植らる、恐らくは此邊土手の事なるべし、もし又は明和四年修理などありしな、誤り傳へしにや、「江戸志に「神田堀、鎌倉河岸より濱町へ堀つゞく、天和年中ほらるゝなり」、然るに武藏鐙といへる草紙に、明暦大災後のことをいへる條下に、「白銀町より柳原まで町屋一通りのけられ、高さ二丈四尺に、石を以て東西十町あまりに土手を築せらる」と記され、溝渠開鑿のことに及ばす、されば此堀は天和年中に開鑿せられたるものか、然らず、武江年表に「元祿四年四月、今川橋通り小川橋て堀割る」と見えたり、土堤を築かれしより三十三年の後なり、而もこの堤やこの堀や、猛烈なる火災には多く其の効を奏せざりしにより、安政四年遂に土堤を毀撤して堀を埋め、跡は繁榮なる町家となりぬ

(東神田)

谷原（ヤハラ）

東神田（ヒガシカンダ）の著名にして、開府の初め、已に谷原町の稱あれば、柴崎村の屬部にして、夙く拓街ありしを知る。局澤の寺院多く此に移され、大略、筋違橋より馬喰町まで、神土手に沿り、一圓の寺町たりき。明暦大火後、寺院を他へ移し、た舊の地に在り全く繁昌の跡を絶てり。

天正十八年日記云、九月五日、局澤の寺々殘りなく引うつし仰出さる、都合十六ヶ寺なり、六日、引寺のしるべ、神田の臺、谷原町の方へ、十六ヶ寺を引分けて、寺屋敷地割り、十一月六日、神田の臺下、十取ると道をならす、谷原町へ通り抜ける様に申附る、かねて谷原の者、願に附て也。○今按、谷原を矢野（ヤノ）とも云ひ、又谷寺町とも云へり、谷は卑濕の謂にして、谷地に出づ。開府の以前にも、此に寺のありしにや、彼日記七月の條に「矢野のじやうらく院」慶長見聞集に常樂寺と云ふにあたる」迎として發らる」と收む、寛永圖には、矢野倉と稱する寺見、此邊に在りしを傳す。天正日記校註云、矢野は、寛永年中、水戸高代官方の舊記に見えたり、常樂院は今の馬喰町の邊に在りしが、慶長年中、永論の時に廢滅す、東神田の寺町を谷寺町と云へることあり、又谷原町の名は、淺草寺中の古石像、□年號の銘文に「願主、神田谷原町、泉屋久兵衛」と見えたり。

(矢野)

松枝町（マツエダ）

神田の東方は諸藩邸に□す、武家町と代地町（凡幕府の時、町人に□官をなすには、必其代地を給す、故に甲地の町人乙地に轉するも、猶甲地の町名を町分たる者多し）の雜揉する所なれば也。

近年、神田通鍋町、濱治町□間、更は松枝町、大和町より柳原堤へ至り、西は吉川町、□□西より鍋町に至る街路を修正せらる　其松枝町に、於玉（オタマ）池といふものありしを以て此一路を於玉池通とも云ふ。○江戸名所圖會云、神田松枝町に於玉稻荷社あり、里俗の傳ふる所によれば、昔玉と云ふ女子の靈を祭ると、女子故ありて、其池に身を投げて、空くなりけり、云々、今も社の傍に、井の如き市のこれり　○於玉池は修して玉池とも云ふ、寛永圖によれば、玉池は中西主水の邸内にあたれど、池のことは彼圖に見えず。寛永圖に據れば、阿玉池の南に、遊行道場（芝崎日輪寺）神田矢野倉橋に來ぶ、知足院も其西南にて、今の龍閑川大橋の邊也。

玉池、是西野天氏之老故居、歷火災、換主人、不知其幾也、今茲甲午之冬、余賃池傍廢地數畝、結茅宇、以庇琴書、亦但一富遺盡、不能久爲耳、詩以紀事、

亭臺蕩蕩已多時、寒水依然繞一池、二老風流空想像、百年人世幾遷移、且留魚鳥承遺愛、敢道文章倖左司、泮轉躁然同傳舍、也來賃地結茅茨、　星　巖

(於玉池)

岩本町（イハモト）

松枝町の北、即於玉池通の柳原土手に接する一巷也　○岩本町舊市場は、明治十四年、□□□□□□富澤町、東入に市内各所に散在したる、古着□の團結して、市場を開きたるなり、道路を挾みて、東西に來店を建築し、以て取引場に充てたり。

柳原どつせ土手だとあなどつて舞出しもいにはまるやけ穴、頭巾踏段おし元を見ておたまふらかぶせ物なもうる柳原、

柳原（ヤナギハラ）

東神田の北方、神田川に□れる汎稱にして、元は其岸邊の堤の名に出づ。西は筋違橋（萬世）に起り、淺草橋に至る。近年其河岸にも宅地を開き、南北軒を對して、柳原通と稱す。神田川より柳原堤を横斷し、濱町川龍閑川へ通する小渠あり、明治七年に之を造る、橋は即柳原を以て之を號す。○江戸名所圖會云、柳原堤は筋違橋より淺草橋へ續く、其間長凡十町ばかりあり、享保年間、此所の堤に悉く柳を栽ゑさせらる、寛永十一年の江戸圖には柳堤とあり、堤の外は神田川なり、又此堤の下に柳森稻荷と稱する叢祠あり、高維馨詩

楊柳堤邊楊柳春、千枝交影拂紅塵、晴看裊々金絲色、細映青雲馬上人、　馬　翊

柳原七百□本たつの春、

柳堤の内方は、往時誓願寺以下の寺院を置かれし地にして、今の柳町、平永町、岩本町、元柳原町等是なり。其東に細川氏（常州矢田部邑主）の邸あり、寛永圖にも載せたり、幕末に至り、此邸邊に龍閑町の代地を置かる、明治七年に及び、細川邸を買牽して新渠を造り、柳原橋を架せられ、又其堤の高きを削り去り、街路宅地を拓かれければ、柳原の形狀一新す、七八年の変の事とす、街路幅高約三米突三とぞ。

神田川（カンダ）

江戸川の下游にして、船河原橋、小石川橋の邊より此名あり、末は柳橋に於て大川へ入

（仙臺堀）

（御茶水川）

る駿河臺、昌平坂の間、新崖[illegible]の邊に至りては、御茶水川（茗溪）とも、仙臺堀ともよべり。此一渠元和二年、初めて大堤を穿鑿し、水脉を疏通し、萬治二年事備して、舟[illegible]で通路を開かる

江戸名所圖會云、神田川は湯島聖堂の下を東へ流れ[illegible]たり、[illegible]萬治の頃に至り、仙臺侯台命を奉じ、湯島の臺を堀割、小石川の水を引きて此に落さしむと云ひ傳ふるは、少しく誤れるに似たり、古老の說に、慶長年間、駿臺の地[illegible]開け[illegible]、水[illegible]公の[illegible]の地を淺草川へ堀りつゝけられ、其土を以て土堤を築き、内外の隔となし賜ふと云ふ、此說稍信ずべきに似たり、按に昔は舟の通路もなかりしを、仙臺侯命を[illegible]げ、今の如く舟の通路を開かれたりし[illegible]に、神田川は元和二年にあたり、神田臺[illegible]駿河臺[illegible]を開崩して低地を修築する比、臺の北なる小流（[illegible]之水てふ泉脉）を穿開して大壑と爲し、小石川小日向の野水を引入れたる者[illegible]は、御茶之水の邊を挾塞すと雖、逆[illegible]橋以下の江流の廣きと、小川町に小石川の河道なく[illegible]は、當時已に[illegible]、御茶水を通して、神田川に至る一派の河道の在りしを說明するに、十分なりとす。

金地院國師日記云、元和二年六月、駿府より參府の諸侍衆、屋敷可被下旨にて、神田の山を堀崩、[illegible]手共にて御役付被申候、九月、神田の普請大形相濟、寺内備前云、御堂之水[illegible]萬治年中[illegible]成れり、此神田川の名は古き[illegible]、[illegible]十九年[illegible]月、北條[illegible]用[illegible]門に與へし文書に「武州高山知行之内、神田川より[illegible]」と見えたり、則神田川と書しは何れの邊を指していへるにや詳にせず、されど慶長の頃、神田明神山の崖の水を、御城下東北の町へ流せし由、見聞集に記せしは、全く今の御茶水筋の川にて、下流[illegible]神[illegible]の邊なれば[illegible]、[illegible]川[illegible]る如く、おもはるれば、文書に記せし神田川も、と[illegible]指していへるなるべし、今神田川といふは、[illegible]橋[illegible]に[illegible]し橋といふ[illegible]より[illegible]及び[illegible]を過て、淺草川（大川）に落合へるまでの呼名なり、此川昔は水も[illegible]、[illegible]萬治年中、[illegible]陸奥守綱宗に命じて、船入の川に掘割せ給ひし事は、諸記に見えたり、

萬治年錄云、三年二月、牛込[illegible]、[illegible]入堀[illegible]、[illegible]陸奥守被仰付之、[illegible]元年（萬治四年）[illegible]、[illegible]仰付候、[illegible]四月、[illegible]、[illegible]仰付候、筋違橋より牛込迄の船入、御堀御普請成就出來に付、家老[illegible]、[illegible]、白銀[illegible]下之旨、[illegible]中傳之、[illegible]

[illegible]、駿河臺と本[illegible]、九山[illegible]一連の地[illegible]、神[illegible]に[illegible]、今[illegible]といへる[illegible]、[illegible]と駿河臺と[illegible]、[illegible]在りな[illegible]に過ぐべからず、[illegible]保頃（大久保酉山患寄、元年甲申より二年乙酉迄の[illegible]）と云ふ奥書あり）の寫本江戸繪圖にも、吉祥寺橋（今の水道橋といふ）より筋違橋までの川、既に今のごとくに圖したり。〇今按に、慶長江戸圖考、及び二三の書に、神田川は萬治の創開にあらずと論斷せるは、誠に然りとなす、而も淨心見聞集に、

見しは昔、江戸町の跡は、今大名町にて今の江戸町は十[illegible]年[illegible]まで、[illegible]なりしを、當[illegible]にて、[illegible]地となし町を立給ふ、[illegible]に[illegible]を[illegible]といへども、[illegible]人、[illegible]なげく、[illegible]、神田明神山岸の水を北東の町へながし、山王山本の流を西南の町へながし、此二水を江戸町へあまねくあたへ給ふ、此水大海へいらずして、[illegible]人中に[illegible]、[illegible]方[illegible]にて、[illegible]人をおはれみ、わき出し給ふといへども、人是なし[illegible]、其[illegible]流の中間に惡水有て、流なけがすによりて、[illegible]ぬ、然に今逢かたき君の御めぐみにより、[illegible]中間の[illegible]水をのぞき去て、清水を萬人にあたへ給ふ、[illegible]、古より細流[illegible]筋あり、これ神田山岸の柳原より出るなり、慶長十一年の春、[illegible]此流の邊に來て、「青柳の糸よりわくる[illegible]かな」と[illegible]したり、

とあるに據りて、小石川（及び小日向）の水は、慶長以前より神田山（即駿河臺）の崖麓を通過したるが如くに推想するは誤れり。淨心の謂ふ所の明神山の岸の水とは、小石川[illegible]大久保主水の設計により、神田山の南へ導かれて、江戸東北の町々に供用せられしを指し、柳原とは小石川[illegible]の[illegible]の邊なるべし、而も柳原を今の筋替橋[illegible]なし、御茶之水を以て岸の水に引きあて[illegible]など、御茶之水は、元和二年の神田山劈開の頃に、[illegible]なれば、之を淨心の謂ふ所の柳原の岸の水と混同すべからず

駒込[illegible]（今[illegible]）[illegible]、[illegible]二年、神田山に建立し、明暦[illegible]「武江年表」に、[illegible]を御茶之水と云ふは、當寺内へ御堀を通られし時、清泉出でたりと、即元和二年、神田の堀川を開ける時、御茶之水始めて現れたりとなり。

一書に、[illegible]、[illegible]十九年の文書に「武州高山知行之内神田川より[illegible]」とあるを引き、神田川の古きを證せんとしたれど又[illegible]、此に[illegible]とあるは、當時の[illegible]にて、高山[illegible]上州緑野郡に屬す、今も神田[illegible]村の名を遺せり、[illegible]川よけの[illegible]なり、されば元和二年以前の神田川は、恐らくは[illegible]細流、[illegible]池、谷原に通ひたる堀江の

み、元和中大溝を穿ちて衆源を合したる以後の深溝と、同日の談にあらず。又一書に、永祿役帳なる神田新堀と云ふ地名を以て、八丁堀（龍閑川）に擬したり、其説に、

曰、元和日記に「二年丙辰十月、江城の北、神田の堀をほり、土手を築く、安倍四郎五郎正之奉行之」と載たれば、古きよりの堀と見えたり、また北條役帳に、太田新六郎知行之内、六貫五百八十四文、江戸神田内、新堀方、澁江分と書しは、若この堀を指ていへるにや、とにかく古き堀なるべし、云々、

されど、其神田堀とは即神田川の事にして、龍閑川にはあらず。又新堀方とは、谷中新堀（ニッポリ）との關係より生したる名田にして、神田柴崎村の一區の田土に、かかる名ありしに過ぎず、蓋新堀某が知行したる遺跡歟、役帳に、

廿二貫八百文　小日向彈正屋敷　太田彌三郎
　但太田新六郎へ新堀方に所領替、十餘年以前致候、
廿一貫四百文　小日向屋敷　太田大膳亮
　知行内入、大膳亮書立には柴崎新堀方に所領替云々、
四十五貫文　江戸新堀　遠山彌九郎

猶本書、比企郡野本村には、京方、鎌倉方の區別ありしにて、方の意義を悟るべし、國府方の條に詳論す

外神田（ソトカンダ）

神田川の北、湯島臺と下谷區の間に插入する諸巷にして、筋替橋より上野廣小路に至る通路を眼目とす。元は湯島の屬地なるべきが、江戸擴張の當時、大小の武家邸を置かれ、神田明神を其高地に移し、外神田の名起る。

寛永圖に、神田「[illegible]　屋井寺町立之」と云ひ、又「北神田は、板橋、王子まで、三十四五里立續也」とある神田は、廣く神田川の北をも籠めて指したる也。天正十八年日記に「九月十六日、地割、丸塚、本郷、下谷とも四五日中」とあるを思ふに、下谷の地割は即外神田にあたり、十九年二月兩奉行觸書に、神田臺原道通（ハラミチトホリ）と云ふも、原道通とは下谷への通路にして、外神田の拓街を指すに似たり。

神田神社（カンダ）

湯島臺の高崖（標高二十米突）の上に在りて、二丁目、三丁目の北側にあたり、今社邊を宮本町と命名す。此社慶長中芝崎村の神田臺（今の駿河臺）に在りしを、元和二年の北、湯島臺に移さる、即今の境地なり。初め神田橋内に在りしを、天正十八年神田臺へ移し、又再轉すとも云ふ。

神田明神、及び芝崎道場の移轉年代詳ならずと雖、天正十八年日記に、芝崎道場を外に移すこと見ゆれば、其時と判知せらる。而も社說に慶長八年と云ひ、東照宮實記に、慶長八年、銀町日輪寺（芝崎道場）移轉ともあれば、橋内より橋外に移り、次に神田臺へ移れるにや。

深夜歸雁といふことを、神田の社にて、おの〳〵よみはべる時、

なきつれて聲よりこゑもますらをのこゝろにかへる夜半のかりかね（「慕景集」）　道灌

砂子云、神田社は湯島に在り、社領三十石、社家の傳にいふ、天平二年鎭座、今は南、京橋、東、大川、北、湯島、下谷、西、小川町の總產土神也、往古は神田とて、一國に二所三所の御田有て、大神宮へ初穗の供料を收む、當國は豐島郡芝崎村にありて、大己貴神を地主に祭る●當國足立郡にも神田村（ジンデ）と云ふあり、其類ならん、又此社に平將門の靈を祭ることは、天慶の亂に、將門の弟御厨三郎將賴、多摩郡中野原に於て、藤原千晴と戰ひて死す、其猛氣古戰場に止まり、人民を煩はしむること年ありしに、延文の頃、一遍上人の三代、眞教坊遊行の時、彼黨の長、將門の靈を神田社の相殿に祭り、之をしづむ、又側に草庵を立て、之を芝崎道場とよぶ、云々。

神田を伊勢の供料と爲すも明徵あるにあらず、祭神も不詳。神社考に「江戸神田明神者、傳云、平將門靈、埋于此者也」云々、又江戸咄に「湯島二丁目に、神田大明神立給ふ、此御社と申は、平親王將門之靈廟なり」とあり、山崎闇齋の詩に「靈神元是進雄尊、土俗妄傳稱將門、凶賊破家惟此事、神宮何不解誣寃」とあり、進雄尊は素盞嗚尊なるにや。また武江披砂、寛政五年神田大明神御由緒書に曰く、大明神は江戸總鎭守、天平或は延長年中之草創之由申傳候、慶長八癸卯年頃迄、神田橋御内之内、芝崎村と申候て、濱地に鎭座にて御座候、權現樣御入代の御先祖、世良田次郎三郎親氏、神前にて御開運之御靈夢御座候、權現樣御朱印、社領高三十石、北條氏直之比迄、社領千石餘と申傳候」云々。

神田の神主柴崎氏は、天正日記に「しば崎くない初めて出る」と載せ、其家連綿せり　○落葉集追加云、秀吉公の時代に、暮松太夫、四座の者共の觸かしらのやうに有之候處に、子細有之江戸に下り、大傳馬町年寄佐久間抔相談をいたし、暮松が助成の爲、神田の社の中に於て神事能を初め候節、町年寄共のはたらきを以心安く渡世、其後右の暮松相果、小田原より保生四郎右衞門と申者を招き申さる、右暮松太夫の子孫は、今程は太々神樂を打候頭となりて居申候となり。

明神下（ミヤウジンシタ）

神田明神の高崖の下を云ふ、即松住町、臺所町、同朋町、金澤町、旅籠町等とす。中にも旅籠町（ハタゴ）は古へよりの町家にして、筋替橋外にありて、奧州（千住驛を經て）信州（板橋を經て）の二大路の岐分する所たり。其餘は中古に至り、武家邸を變じて、町屋とせられしなり、旅籠町の東を、仲町（ナカチヤウ）といふ。

萬治武鑑に「神田門跡屋敷、松平加賀守」と載す、即前田邸也、此加賀原は今旅籠町三丁目、講武所邸の邊

に當れり、武江圖說に「加賀原、元來東門跡なり、加賀原と世人は呼べりしかども、少し其地相違せり、加州屋敷は今の金澤町の處なり、門跡の中、今昌平橋北の方、原の西南入口にあり、此地は國利の砌、東本願寺に給はり、六十四年の間、佛閣の舊地なり、明暦後今の淺草へ寺地はうつされたり」云々、幕府の季に、此地は火除原なるを以て、みせもの、興行場に供せられしこともありて、酒樓妓家もいで來れり、今は空地もなけれど、猶講武所藝者の名をのこす。○本願寺の初めて別院を江戸に置きしは、何年の事にや、元和三年上下紀行に「東に、六條の本願寺」とあるは、明神下の別院を指すか

御成街道 筋違橋より上野廣小路に至る通路を云ひ、往時公方御成（御成とは尊貴出遊の謂にて、將軍家上野の廟寺へ往還の途にあたるに因れり）の事あるに起る　此街路は當初左右武家邸のみにて、仲町、旅籠町にのみ町民の宅あり、後漸く代地町替地町を開き、末廣町、五軒町（東西黑門町も此通路の中なれど、今下谷區の管內とす）等と爲す

佐久間町 筋違橋より美倉橋まで、外神田の河岸を佐久間町河岸といへり、本來材木河岸にて、神田材木町の名さへありしが、明暦の大火後、民戸分れて深川へ移り、代地を賜る者あり。享保以後には、近隣に上地邸、代地町多くなり、街巷の名稱錯雜す。今も佐久間町の外に、平川町、花房町、花岡町の名あり　佐久間は氏號なるべく、落穗集追加に據れば、傳馬町年寄に佐久間氏あり、其人の氏號を取れるならん。延寶圖には、已に此邊を佐久間町と標し、別に愛宕下（芝）にも佐久間町あり。

慶長九年、江戸城上木の大役ありける時「西國運送の材木を積置れしは、今の佐久間町河岸なり」と、德川實紀に述ぶれど疑ふべし　慶長年間に、神田川未成らず、いかで此に材木河岸を定むるを得んや。慶長の役の河岸は、蓋紅葉川のみ、材木町の名のこる。

佐久間町の邊、屢火災ありければ、明治二年火除空地を存せしめ、秋葉の神を勸請す、即秋葉原の名出づ。二十二年、秋葉祠を下谷佐竹邸址（竹町）へ移し、花岡町と改め、船入堀を造り、上野停車場への鐵道埠頭に供せられ、貨物運送店多し

明和二年、幕府の醫官多紀元孝、生徒修行所を建てんことをこひ、免許を得て、躋壽館を佐久間町に起す　其子藍溪ますます之を廣め、孫桂山に至り名聲揚振ふ、文化三年火災、向柳原（和泉町の東）に改築す　大政維新の後、醫道を以て立つの一科と爲し、躋壽館の遺蹟に病院を起し、號して東校と云ふ、明治九年本郷へ移り、後醫科大學と改稱し、帝國大學へ合併せらる

（原葉秋）

和泉橋 神田川に架し、筋違橋の東五町許、此橋は寛永圖にも見え、又此橋と筋違橋との間（近年の昌平橋にあたる）にも無名の一梁あり　和泉橋とは橋北に藤堂氏（伊勢津藩）の本邸ありしに因る、即今の和泉町にあたる。嚴有公實紀云、万治三年二月、牛込より和泉橋まで、[illegible]入堀の普請被仰付

下谷區

下谷區 上野の高地を中心とし、其四傍の坊巷を包めたり、西は本鄕區、南は神田區（外神田）東は淺草區、北は北豐島郡（日暮里、南千住）に在る、人口凡十二万。

下谷とはもと上野、湯島の下なる卑濕の汎稱なり、故に外神田にも及ぼし、下谷御成街道、下谷和泉橋と云ひ、淺草鳥越にも及ぼし、下谷向柳原、下谷小島町、下谷七軒町など云へり　近年市區の分畫にあたり、舊稱下谷の坊巷中、神田、淺草の隣區へ割與せられしものあり。其北の高地を上野とし、上野の北を谷中とし、日暮里村に接す。又上野の東麓、坂本（今根岸）は金杉（入谷）の低地に連なり、千住への驛路に係るを、下谷通と號し、今區內に入る。

◆いの八◆

上野廣小路 又下谷廣小路と云へり、外神田御成街道より連接し、御成街道の中なる黑門町は、廣小路の南に接するを以て、今下谷區の管內とす）公園（東叡山）の下に至る、今此街の坊巷を廣小路町、北大門町、元黑門町、三橋町、五條町、同朋町、上野町、下谷町等に分ち、甚繁雜なり

往時上野寛永寺の盛興に當り、廣小路より三橋を渡り、山王臺に至れば、臺の西に御成門、黑門の二門あり、元祿より明和の比、仁王門の在りしも此なり、されば仁王門前町の名さへあり　近年湯島切通坂より、廣小路を橫斷し、大川厩橋へ直通する一街を修理せられ、即厩橋通の名あり。今厩橋通の橫徑の北に、忍川の細溝ありて、橋を三橋と云ふ、元は中央左右、三橋相並び、中央は尊貴にあらざれば通行せしめず、されば御橋の義に出づ、或は之を以て三枚橋に混同するは誤れり、三枚橋は忍川の下流にて、御徒町に屬す　又往時の驛路の形狀を推すに、廣小路は寛永寺の大門町にて、驛路にあらず、神田筋違橋より來る者は、廣小路の東に並行する小巷を經由して、山下、坂本へ至りぬ　其小巷は今も單稱して上野町、下谷町と云ひ、古き町屋の樣子想ひ合すべき節あり（正保圖に、筋違橋より上野町、下谷町、坂本村、金杉村、三輪等と、連帶して、驛路を畫かきたり）

五條天神社　今上野廣小路の北にあり、社邊を五條町と云ふ、即上野停車場（舊稱山下）の南とす。砂子云、五條天神は御連歌師瀨川氏の持也、是上野の鎭守也と、名所記に見ゆ、文明十九年、堯惠北國紀行に「武藏野東のきかひ、忍が岡は優遊し侍る、鎭座の社、五條天神と申侍」云々。江戸名所圖會云、五條天神の舊址は、寛永寺御本坊の邊なりしと、彼寺草創の砌に、瀨川昌億が宅に遷させらる。

不忍池　上野臺と本郷臺（向岡）との間なる、低地に滯溜せる者とす、面積十三町歩餘。其池緣を競馬競車の埓埒とし、長七百四十間、藍染川北より來り之に注き、池心には小島あり。又池水の盈縮を節制するが爲めに、周緣の外に一溝を通し、是等の諸水皆東南に匯合し、一道と爲りて廣小路を横ぎり、三味線堀（姬池）へ赴く、之を忍川といふ。池の南西二方を池之端（今仲町、數寄屋町、茅町、七軒町の四に分つ）と稱し、本郷區内に隣れど、猶下谷の管内とす。

災後、就某侯邸中、借一小舍、詩以紀事、
鶯慌稍定首重回、殆是人間小劫灰、數掩籬先添竹補、半弓垣未乞蕊栽、宇憐不易容雙膝、市遠無由沽一杯、幸有小蓮明近水、東台山色送青來、　星巖

一帶亭臺傍小湖、馬蹄知意不迷途、看花沽醉無虛日、黃四娘家卓氏壚、　毅堂

砂子云、風土記、篠輪津池」云々、（これは例の僞書なり）、東叡山の麓にして、紅白の蓮玉を吐きて朝日を迎ふ、池い見渡し三四町、長五七町程、源は谷中千駄木の谷々の流を受たり、下谷の岡村々の用水堤と云へり、名所記には「昔此邊蒲生茂りて、道のさかひも分ざるに、此池計り顯れ見えたる故、忍ぶこと能はざる心にて、（忍ぶとは古言、隱すに同し）不忍といふ」としるせり、上野を忍岡といふは、其に對しての名なるべし、中島辨財天社あり、寛文の頃まで離れ島にて、參詣の通路なし。續砂子云、不忍の中島は、昔島に坊舍なく、辨天祠も今の聖天宮のある小島に在りて、寛文の末に、通行の道橋を作り、延寶の比に、池之端の勸學屋大助といふもの、更に島を築き文庫を置く、天和の頃に至り、文庫を寛永寺へ納めらる。○落穗集追加云、東叡山開けし以後、天海僧正と水谷伊勢守殿、入魂に有之、殿彼申るゝは、忍波須の池を湖水になぞらへ、中島を築き、竹生島をうつさんと、淺草川より舟を持入、十日計りが間に島をつき立、辨天堂をも伊勢守殿建立、竹生島に准し、舟にて往來致し候。○望海毎談に「上野を忍の岡と云、谷中の方を入砂の岡と云、昔は芝浦の海の潮、此所迄入來る、入江の續にて、斯く三ッの岡の相續くを以て、谷中の岡に三崎と云地名有、其中間池の大さ十二萬坪有と云傳ふ」以下、池の聖天宮と、谷中の感應寺の緣起を述ふれど、荒唐の談なれば採り難し、

秋入湖面、幅員數里、看芙蓉、不看水、碧織葉上、紅白相縋、眞美錦眞彩雲、遊人屛盲風駕、逢萊亭仙液、卯時取濡、蓮壽亭蓮飯、丙夜炊熟、庖丁照燭調羹、穿鼓曉粧候聘、但有禁、不得泛釆蓮舟、令籬水濺妓衣、予徒爲豪客韻士憾之耳、殘秋慘憺、尤足暢幽情、紅衣翠蓋、總凋落盡、悽愴可想。〔江戸繁昌記〕

上野公園　下谷區の中央にあたり、廣小路、不忍池を正面とし、岡陵の東端に居る。故に東北南の三方は、崖岸を以て自限り、西北の半面は、谷中、日暮里の高地に連接す。德川幕政の時、寛永寺を置き、其家廟を建て、即東叡山と號したり。大政維新、修理して公園と爲し、博物館、圖書館、動物園、美術學校、音樂學校等、逐年に興る。公園の南口を黑門と云ふは、元寺門（仁王門）及び黑門（通行門）の建ちし址なれば也、仁王門は明和九年の災後再修せず。黑門は今東照宮鳥居門の傍に移置し、戊辰戰爭の彈痕をとゞむ。

俗說、上野を「寛永の昔、藤堂氏の邸ありて、彼家の封邑伊賀國上野の名を移す」と云ふは非也。（砂子云、上野の山の惣名忍岡といへり、上野とは此地始め藤堂和泉守の屋敷にて、藤堂在城の上野と、其地相似たるに依て、上野と呼ぶ、伊賀の上野城下にも、車坂、清水坂など、當山と同名の所あり）坂本村の天正十九年の水帳に、上野鄕とあれば、寛永に起る者と爲し難し。蓋下谷に對せる汎稱にして、忍岡を本とし、山下、坂本、根岸等にも及ぼせるならん。又忍岡は堯惠紀行に見え、上野臺の一名たること疑なしと雖、或は之を代山と云へり、上野臺山の義なり。北條役帳に、江戸廣澤内、代山、根岸と載する、廣澤、代山は此に非ずと雖、天正十九年文書に「千東内外之池、代山流」とあるは、正しく上野を代山と云へるを見るべし。○江戸繁昌記云、山曰忍岡、水曰忍池、山雖不甚高、水雖不甚廣、江都中、山水相射者、除此少有、可不愛哉、山多櫻樹、水出芙蓉、赤城紅霧、錦城錦雲、都人之遊、春秋尤爲盛矣、予好勝之癖、常賃居湖瀕、課業之暇、兀坐煮茶、玩風光于欄外、春之明媚、秋之慘憺、皈雲抹藹、早晚之變、莫不領略、當時詠櫻雲曰、

不是晴雲不雨雲、雲容猶仍雲不分、粉松抹杉西又東、雲乎雲也雲氛氳、始則淡紅終濃白、仔細看來還成紋、輕風一日吹不散、微雨三更潤得芬、想見楊妃卯時醉、新浴洗醒紅倚薰。

さけば上野ちれば花の下谷かな、　逸名

忍岡　新風土記云、忍が岡とは今の東叡山の總名なりとも、赤坂、一ッ木の邊なりとも云ふ、按に道興准后の回國雜記に、淺草を立て、新羽とかいへる所に趣き侍るとて、名所とも尋ける中に、忍の岡といへる所に、松原の有ける陰に休みて、歌を詠す、

霜の後顯れにける時雨なば忍の岡の松もかひなし、

こゝなすぎて、小石川といへる所にまかりてと」云云、又僧堯惠の北國紀行に「同月の末（文明十九年正月なり）武藏野の東のさかひ、忍岡に優游し侍る、鎭守の社五條天神と申侍り、なりふし枯たる茅原を燒侍り、

契置て誰かは春の初草に忍の岡の露の下もえ、

ならびに由井島と云ふ所あり」云々、由井島は湯島の訛なるべければ、是等に據り、今の東叡山の總名とする者を得たりとすべし。○按に、歌枕に忍岡、忍森と云ふは、河內國、又陸奧國なりと諸書に見ゆ。此なるは其と同名異地なれど、文明の時より已に紀行に入れり。又其忍岡の名は、不忍池と對偶に出てしやの疑もあれど、明解を缺く、

砂子補云、忍岡は古城なり、大永四年正月、上杉朝興の家老、太田源六郎、舍弟源三郎反逆して、小田原に通し、相圖を定む、北條氏綱江戶城へ押寄る、城主朝興品川まで押出相戰ひ、打負て河越城へ落る、氏綱江戶へ入て、忍岡城には遠山四郞左衞門をこめ置く、又此戰に氏綱一つ木にて首實撿せしとあるは、赤坂の一つ木也。○呂午志云、忍岡今稱東叡山、寬永甲子、創建寺閣、因寬永寺、擬之平安比叡山、稱東叡山、或謂是大永中遠山氏故墟、故亦曰城山、恐謬也、撰長祿中地圖、元曰代山、城代二字、此訓失路、故轉爲城山、是以遠山氏世住江戶、遂附會爲其墟耳、或謂古昔址與州驛道所在、亦未有明說。○武江年表云、正保の江戶圖とて、寫し傳ふる者に、東叡山は東向に門ありて、門前並に寺後に、僧正町といへるがあり、

東叡山頭花似氣、東叡山下雪紛々、笙歌千隊齊聲唱、那得暫時停白雲、　物　徂徠

ちる花の都のふじやいかならむ東の比叡は雪とこそふれ、　賀茂　眞淵

櫻岡（サクラガヲカ） 昔名山王（サンノウ）臺といひ、上野臺の最南端にして、廣小路の正面にあたり、東の崖下は山下（ヤマシタ）と稱し、停車場あり、此臺上には觀音堂（西面して不忍地へ對す）山王祠等ありけるを、山王は近年撤去せられ、彰義隊招魂碑と、西鄉南洲銅像を置かる、

登山王臺　[illegible]　松　[illegible]

小櫻花下地高低、兩箇黃鸝兩處啼、已有宮娃聯袂過、軟紅埃動畫廊西、

山王祠は寬永寺の鎭守神にして（初め江戶城紅葉山に在りし者を移すとも云へど疑ふべし）天海僧正の寬永元年東叡山經始の時のものならん、戊辰兵亂後退轉す。○江戶名所圖會云、上野の山櫻花多しと雖、山王臺を櫻が峰と稱し、其昔羅山道春先生の栽ゑられし由、鷲峰文集に見ゆ、又南郭詩あり、「東叡山上陽春長、東叡山下背花歸、個有終日酬歡處、風起晚來爲雪飛」秋色櫻は清水堂御供所構の中、井の傍にあり、花は一種にして虎の尾と稱するもの是れなり、中頃江府の商戶何某の女、秋色といへるもの、花の頃此に來り「井戶ばたの櫻あぶなし酒の醉」といへる秀句ありしより、かく名付けしとなん、又芭蕉翁句あり「木のもとに汁も膾もさくらかな」。○按に、寬永十年、上野聖堂創立あり（寬永日記）今の東叡山中、車坂の方、その舊地なり、此處の門を後の世まで道春門などいへり（江戶志）羅山文集に、武州先聖殿記、及び州學十二景の詩あり、以て證すべし、謂ゆる弘文院即此とす、元祿三年湯島臺へ移さる（江戶會志云、扶桑名賢文集に、寬文二年重修武州州學先聖殿記を載す、而して署名には、弘文院學士林春齋とあれど、寬文二年には未だ弘文院學士の號を受けず、學士の號を受けしは翌三年十二月のことなり、かの記文中に、先考羅山子嚮侍讀之撰、時有命將開學校、有事未果、寬永庚午之冬、台德大君、大猷大君、賜武州江府郭外上野數百弓之地於先考、故尾陽亞相源敬侯、鼎建一堂、安聖像及四配像、納若干祭器、手自書先聖殿三字、以爲扁額、爾來釋菜繩々、人皆知有此禮、漸向儒風、庚子蜡月、特賜官金爲重修之用、自辛丑之春栽事、而自下谷市開新路、攀阪道登石級、入升門、直透一場、以到殿門、形勢高聳、景境絕勝

櫻岡の北方、今美術協會々館を、東叡山執當本覺院の舊址とし、本覺院の北隣を凌雲院とし、凌雲の北、車坂と屛風坂との間には、四僧坊ありき、是等皆近年撤去せしめらる　擂鉢山と稱する圓丘は、昔天神山と云ひ、本覺院址と吉祥閣址の間に在り、築造の由緒不詳、元祿以前には、此山に清水觀音堂を置けり。○凌雲院は今獨存在す、東叡山の學頭職の住坊にして、元和中、越後長岡城主堀丹後守直寄の本願に出てければ、越後安祥寺を兼帶し、本覺院と相並び、有勢の僧院なりき（江戶繁昌記云、方花時、上觀音臺、眞爲駕雲遊帝鄕之想、靈場一點、居沽絕禁、人人纔借筵席、賣香煎湯已、人皆提行厨、攜瓢酒而適、嗟乎存古人儉素之風於今繁昌世界者、此外少觀、嘗覧古書、遊人駢衣代幔、盛按絲竹、今不復見有此事、嗚呼見駕古人眞率色、于奢靡世間之今日、可不言奇乎、然知繁華之遷、蓋非古之所及也、

臺殿參差曉色分、滿林香露壓埃氛、萬花隱約如無路、中有金仙住碧雲、　松　塘

上野の花見に、清水の舞臺にて、

傘かけてしおもさくらの盛りかな、　其　角

吉祥閣址（キチジヤウカク） 觀音堂の下より、公園孔道を進めば、左に大佛を見る邊を、吉祥閣の址とす、戊辰兵火の後、其址を夷け、ただ其礎石をのみ、傍近の道邊に置き、遊人の憩止に供せらる　大佛の前に鐘樓あり、現存す、其西に僧庭ありしを、近年拓きて亭館を造り、西洋料理を客にすすむ。

江戸名所圖會云、吉祥閣の傍に大佛あり、高二丈二尺、
紫銅を以て作る、釋迦如來の坐像也、萬治年間木食淨雲
といへる沙門之を造立、忍岡稻荷社（延寶間に彌左衞門
稻荷）文珠樓の左の崖下に在り、故に世俗穴稻荷と名付
く、江戸雀に當社を淨雲稻荷と記せり、淨雲とは木食淨
雲の事なるべし。○還魂紙料云、延寶の頃の句に「ぬれ
佛いざ御同座を櫻狩」「花の木の間の釋迦天竺の吉野か
な」などいへり、其頃は屋蓋なかりし大佛なれど、其後
は堂を造らる。（今按、此大佛、寛永中堀丹後守の造りし
は塑像なりしを、萬治中銅像とし、元祿より屋蓋を加
ふ、明治九年又露坐の者とせらる）○栗山潜鋒の文珠樓
賦に「樓當中堂之前、飛甍疊簷、倚空而兀者也、雨過雲
繞、靈香出沒、登之者眼豁志遊、襟曠神惚、今茲庚辰之
春、採花東台、攀吉祥之高閣、仰帝子之鳳藻、垂露在
手、清風入抱、恍如浴乎天池、飄如遊乎蓬島、又如策麟
驂鳳而披雲霧登太皓、東海凝碧、富山揭光、萬戸煙動、
群象列張、逝滾敵池、布帆漾瀛、望之者、渺然有江湖之
情、古松老柏、蓊鬱交翠、對之者、凛乎有山林之思、乘
楊飛花、朱欄錦幔、又白艶々、京洛之象也」云々、この
文珠樓は俗に山門と云ひ、元祿十一年竣功、樓上に文珠
菩薩を安置し、像は陸奥國會津の法藏寺より移す所とい
へり、正面に吉祥閣の大額を揭け、南郭の詩に「吉祥層
閣倚若穹、宮殿爭高此地雄」六如の詠に「紅日映樓扶御
榜、翠嵐吹壁繞仙瀛」の句ありき。

夢中昨夜謁虚皇、玉殿瓊樓月似霜、及曉來登吉祥閣、
花明三十六僧房、　　詩佛

東叡中堂址（トウエイチユウダウ）　博物館の前なる廣庭にして、明治二十三年
勸業博覽會を此に開かれし時、其會館を設けられし地
也、今も其館の遺構の存する者なり。○中堂とは寛永寺
の佛殿なり、本尊藥師佛なりければ、瑠璃殿と號し、又
根本中堂と稱し、一山の大會場たりき。其前に、左は大
塔、右は圓堂相對したり、又此中堂と吉祥閣との間に彌
陀釋迦の二堂ありて、法華、常行とも云ひ、其二堂を連
結するに、渡殿の閣道を設けたり。此建築は元祿中の土
木に係り、壯麗いふ計りなかりしが、戊辰の兵火に亡び
ぬ。○公辨法親王、東叡山新建瑠璃殿記云、東叡山寛永
寺、寛永元年、台德大相國捨地、慈眼大師擬延曆寺而所
開創也、大師嘗欲興正殿以擬台山中堂、預占地基以竢後
葉、爾來未遂營造、緇素歎恨、予造府之次、因請其事、
大將軍速聽予請、元祿十年五月下命、斧斤始事、明年六
月、迎江州石津寺藥師佛像到、是月大將軍奏請勅書瑠璃
殿三大字、及賜勅會供養儀、以九月勤行、云々。水戸烈
公不慍錄云、台德院御代に、天海坊主の邪智に心付玉は
ず、宮門跡を我が附弟として關東に置けば、萬一非常の
事有ても、その日光宮を以て今上と定る時は、朝敵には
ならぬ由を主張したるを、時の執政其愚昧なるにや、事
成就したれども、予今是を思ふに、もし其非常の事あら
んに、天海の云し如く日光の宮を今上と定て、今上に弓
を引く者も有らば、日光の宮くるめ朝敵なれば、有志の
武士誰かは斯る叛逆の人に組すべき、云々。
舊幕府雜志云、慶應四年二月、陸軍諸隊（砲兵、步兵、
騎兵、撒兵）に在る前將軍隨從の諸士、淺草本願寺に會
す、來集加盟する者百餘人、尊王恭順有志會と表揭し、
號して彰義隊と云ふ、各自投票して、澁澤成一郞を頭取
に、天野八郞を副頭取に擧ぐ、其血誓帖に記して、曰
く、方今社稷危急存亡の秋、吾家の御窘辱を一洗し、反
逆の賊を戮滅し、上朝廷を尊奉し、下萬民を安堵せし
め、遂に神祖の聖靈に可奉報、有志の士は、斷然一死を
天地神明に誓ひ、姓名此帖に記す、云々、四月十一日、
我君水戸に赴かる、澁澤成一郞、天野八郞と議協はず、
成一郞は終に隊を脫して青梅に去る、隊士之に從ふ者數
名、是より先輪王寺宮西上、請ふ處ありしも聽れずして
東還せらる、是に於て覺王院、竹林房の兩執當、大に奮
激し、爲す所あらんと欲し、益士氣を鼓舞し、以力を張
らしむ、加盟者愈多く、其數千に及ぶ、又本隊の外來屬
する者は純忠、遊擊の諸隊を合せて、無慮二千余人に至
り、漸く虚威を頼んで、不恭の色あるに至れり。上野戰
爭碎記云、戊辰正月、伏見之變起矣、前大將軍乃還江
戸、待罪上野、當是之時、幕廷騷擾、議論沸騰、老成不
喜事者、輙曰、既得罪於王室、而今出兵拒戰、是重其罪
也、不若恭順以待王命矣、慷慨赴義及少年氣鋭者、皆
曰、今日所謂王命、非出宸衷、是二三藩臣之所爲也、盍
爲主家請雪冤宥後哉、苟不獲命、乃有死耳、悲憤激烈、
一以恢復爲言、號曰彰義隊、四方加盟日多、生死從事
者、凡十六隊、立首領申約束、分屯山中寺坊、當是之時、
西軍既在江戸城、傳命解散、使者三反、竟弗聽、前大將
軍移于水戸、因更奉輪王寺法親王、益欲貫徹素志、西軍
知其倔強不可服也、遂決攻戰之議、初寛永中、德川氏創
寺城北上野、特建根本中堂、稱寛永寺、輪王寺宮世々管
之、金碧燗煌、最盡觀美、吉祥閣屹立其前、而環以三十
六坊、擬比叡山、因稱東叡山、地勢爽塏、西臨不忍池、
東南接下谷、西北透迤、連根岸三河島諸村、而無埤堞之
可據以守、則急募市民、運木石起壘柵、市民爭來、就役
董事、山王臺巓起吉祥閣南、乃置巨礮以備東南、山門凡
八、南曰黑門、接廣小路、東曰新黑門、曰車坂門、曰屏
風坂門、曰坂本門、此間一帶負街衢市、俗稱山下通、西
曰穴稻荷門、曰清水門、曰谷中門、五月十五日昧爽、西
軍來攻東叡山、初我兵之在山中者、三千餘人、而以事出
於倉卒、適在外者、途梗不能來歸、又其怯懦者、聞戰將
起、乘暗遁逃、至是僅可千人、即急傳令諸隊、各守其處、
體島、熊本藩兵、呼噪自廣小路進、先攻南門、步兵隊
叢銃齊發、頗多殺傷、敵兵辟易、會鳥取藩兵、在湯島臺
者放火天神別當喜見院、沿不忍池南、乘廣小路、與二藩

兵合、兵勢漸加、山王臺兵發巨礮、頃之、火起二處、煙焰漲天、津藩兵自下谷進者、登山下酒樓、乘高狙擊、我兵應戰、遂擊走之、時方梅雨、泥濘沒脛、市民倚擔而亡、顛仆困頓、號哭盈路、然私來投我助戰者、亦不少矣、敵一隊、自本郷進來、攻西門、先擊我兵屯根津制者、突進直到三崎、此地岡坂高低、道路隘仄、加以霖潦、□跳不進、我兵據高縱擊、追北至藪下、遇伏而潰、根津之南、有富山高田藩邸、隔水與東叡山對、西軍亦據之、遂設巨砲、又遣一隊、泛舟渡水、來過穴稻荷門、我兵善拒、東門擊敵、追北至御徒街、當是之時、東西南諸門皆受敵、我兵奮鬪、□□不當百也、是日自晨迄午勝敗未決、既而支發、刀槍屢接、其最激者、爲南門之戰、時北未刻、津藩兵之攻稻門者、遂出山下、肉薄亂射、我兵稍沮、薩兵乘勝將入南門、攻擊甚急、我兵死傷相踵、又□後□、新黑門始失守矣、諸門終破、於是敵兵三面齊入、自山後火、火及常宿、法親王稍衣草鞋、侍從一僧、下山而北奔津、云々

上野東照宮（ウヘノトウセウグウ）　古は櫻坂と中堂址の間、西方に在り、東面すと雖、恰も不忍池の北方にあたり、池辺よりも登拜すべき磴路あり。

香露輕薰瀛錦芳、閣門清肅曉光開、旌旗一隊擁從去、知是徳官上殿來、　　鐵　究

此廟宮は寛永中僧天海の與する所にして、八年に至り宮殿、護摩堂、大塔等成る、正保三年、社領二千一百石を定められ、寺中の寒松院を以て宮別當職に補せらる。戊辰の戰亂、幸にして免れ、寒松院は亡びたりと雖、宮殿大塔は昔に仍り、今に府内に於ける名祀とす。

上野動物園は、東照宮の北に隣り、昔寒松院の庭前、及び隣近の閑地を拓きたる者、明治十五年の事とす。今博物館の隔圍にして、宮内省の經理に係れり。

東京博物館（トウキヤウハクブツクワン）　昔寛永寺の法親王常住の坊舍なれば、御本（ゴホン）坊と稱し、中堂の後に在り。今存する所の表門は、即前代の遺物にして、扉所々に砲丸飛彈の痕を留むるは、戊辰戰鬪の事に係る。

寛永寺は寛永十五年、幕府奏請して守澄法親王（後水尾院の第三子）を以て、現住天海の法嗣に定めしが、法親王の東下入山は、後正保四年の事とす。元祿十一年に至り、中堂并びに本坊の修造全く成り、東叡山の規模初めて備れり。慶應四年春、西軍江戸に入る、時に輪王寺公現法親王は、本坊に在り、徳川家恩顧の徒、私に隊を編み、寺中に出入し、遂に法親王を擁して兵を舉げ、五月十五日の變を招けり。中堂址の條を參考すべし。さて此亂後、諸殿堂退頽、其地は收公せられ、明治十一年に至り、博物館を建てらる（煉瓦石造二層七百五十餘坪）爾後尙增築する所ありて、館閣及び所藏の名器寶什は、年月と共に加はると云ふ。其宮内省所管と定められしは、明治十九年の事とす。

博物館の西に、近年帝國圖書館、美術學校、音樂學校等を置かる、昔共同□坊の跡に拓ける者とす。圖書館に就ては、四十萬冊、今改修の建築、其役なほ終らず。音樂學校の邊（今音樂學校の内）に勸學院ありて、中學寮たり、文庫、經藏等に、百房の寮舍を置かれしが、戊辰戰亂後に廢壞したり。

（上野圖書館）

寛永寺（クワンエイジ）　明治八年、寛永寺復興の公許を得、東本坊大慈院の地を割き、假中堂を建て、僅に東叡山の古規を維持す。□□本坊は昔の谷中、清水の二門を以て、谷中と相隣り、護國院以下の僧堂僧坊ありて、皆寛永寺に屬す。寛永寺はもと圓頓院と稱し、寛永中に創め、慶安中に寺號の勅許あり、元祿に至り山内の堂塔備る。然れども此山の由來は、猶遠く元和中に其濫觴したり。喜多院、天海僧正に在り、又昔に、

江戸東叡山□□、頼朝可擇何瑕、皇子□□□珍重ぞく、就之年狂言、是非以來者、皇子一人申請へきのよし、御年寄衆へも度々囁申候、其御意にて諸事可申候、思召も自然可爲御滿足候、一段我等息災候間、乍憚御□勞彼有間敷候、恐惶敬白、

極月十九日（元和九年）　天海（花押）

梶井樣江御小性衆［　］へ

とあることとし、而も寛永二十年天海入寂、猶皇子を申下す能はず、弟子公海に毘沙門堂（京都山科）并びに日光山東叡山門跡職を遺囑したり。公海の時に、寛永寺の執許を得、承應三年を以て、守澄法親王（後水尾第三皇子）は天台三山の事を附し奉り、天海の志望成り了。爾後本門主は毎に親王門跡の上首に居し、江戸幕府を輔導して、當山の政教に干涉し、慶應戊辰の爭亂に至りて已む。○明治八年寛永寺復興の時、東照宮の本地堂と喜多院本地堂との舊材を運移して、地を徳川家廟の西に相し之を建つ、子院三十六坊は、今大半退轉を經たりと雖、其三十五院は舊名跡を保存して、山内に散在す。

上野徳川家廟（ウヘノトクガハケベウ）　博物館の背にして、根岸の高崖の上にあり、一之御靈屋、二之御靈屋の二區に分ち、其建築裝飾等の美麗は、芝公園なる者に比すべし。

一之靈屋は嚴有院にして、四代家綱の廟とす、大猷公（三代家光、公の廟はもと別に本廟の東隣に在りしが、享保五年に火に罹りしを以て合祀）浚明公（十代家治）文恭公（十一代家齊）等を合祀し、其寶塔もあり。二之靈屋は相并びて内に居り、即常憲院なり、常憲公（五代綱吉）有徳公（八代吉宗）溫恭公（十三代家定）及び孝恭公（十代家治の長子家基早世）を并祀し、其寶塔もあり（子女夫人等の寶塔も域内に多し）、落穗集追加云、台徳院樣御他界被遊、增上寺へ被爲入に付、諸大名宿坊と申義付り、慶安年中、大猷院樣御他界被遊、增上寺の義は日光山、被爲入べきなれ共、東叡山にて御佛殿建立被仰付、

諸大名衆參拜も有之、祈禱所を以て裝束の着替所と有之より事起りて、今世は其院主を得め、領主方の家に於ても、宿坊と計り唱へ申候

さしてくる日影のどかにかすみけり上野の楮芝の浦波、　南山廟まうで　　北村　季文

根岸坂　德川家廟の東隈にして、此を東北に下れば根岸の里なり、又此坂の南に東へ坂本町へ降る者あり信濃坂と云ふ、根岸坂の邊に、寛永寺門跡寺院、天眞、公寛、三法親王の御墓在り

慈眼堂　信濃坂と屛風坂の間にして、博物館の東に隣る、之を兩大師とも云ふは、慈眼大師に慈惠大師を配奉すれば也、○砂子云、慈眼大師は天海と云ひ、寛永中東叡山草創ありて、同二十年寂、凡百三十餘歲、兩大師緣起曰、寛永十七年、天海、將軍家の令嗣、誕生の祈を爲し、元三大師（慈惠に同し、諱良源、寛和元年寂）の影像を安置して修法ありけるに靈驗あり、後天海の遺言に任せ、兩大師の影像を、山内の寺院、各三十日づつ執事し、巡番に安置す、云々

江戸名所圖會云、上野は江戸第一の櫻花の名所にして、一山花にあらすといふ所なし、昔より台命によりて和州吉野山の地勢を摸し、植ゑさせらるゝが故に、彌生の頃は都鄙の老若貴賤となく、日毎に袖を連ねて此に群遊し、花の爲めに尺寸の地を爭ひて、帷幕を張り筵席を設け、詩歌管絃は鶯聲と相和し、繡衣錦裳は花影と相映じ、愛玩賞詠、日の暮るゝを知らず、亦聖世の盛事と謂ふべし、

谷中　上野の西北にして、丘陵の左右の平地にまで及ぼし、其多半は今府内に入り、下谷區に屬するも、下谷中は日暮里村へ併せらる、大略天王寺を以て谷中の焼點とすべし

永祿の北條役帳に、江戸屋中卅九貫文、遠山彌九郎と載す、新風土記に、地名の起りは、上野駒込二所の中間の谷なれば、名つけし歟、又下谷に對せし名にやと云へり、今別に考ふる所なし、古書に廣く谷中といへるは、根津、千駄木の低地（藍染川の西地にて、今本郷區へ入る）をも籠めたるごとく、殊に主として谷中と云へるは、天王寺の南方、不忍池に至る傾斜地にして、即上谷中是也、この上谷中は今上野花園町（不忍池の北、東照宮の下なる卑濕にて、舊寛永寺の花園たり、御花畑と稱せり）谷中清水町（上野櫻木町、清水坂の下）坂町（善光寺坂）八軒町（今單に谷中町と云ふ）茶屋町、三崎町（近年眞島町と云ふ名を分つ）初音町（一丁目乃至三丁目、舊號天王寺門前町）等とす、もと大半寺院に給せられし地なれば、近年頗變革すと雖、猶佛宇の相望むを見るべし

(中屋)　(中谷上)

天王寺　谷中の目標にして、五重の高塔の林樹の間に見ゆる者是也、境内廣く、殿堂亦盛大なりしが、戊辰の兵火に罹り燒亡し、大政維新後、寺内及び其東隣の閑地、合三萬坪を拓きて、公衆の葬地に供せられ、本寺は僅に一隅に其舊號を傳ふるのみ、寺内より東、根岸へ下る坂を芋坂と云ふ

江戸名所圖會云、天王寺は初め日蓮宗にして、寛永中日長上人之を開き、ゆゆしき道場たり、長耀山感應寺と號し、寺領三十石、塔頭十院、元祿年中故ありて台宗に改められ、毘沙門天の像を此に移し本尊とせらる、京師の鞍馬山に比せらるゝといへり、境内櫻桃の二花ありて、春時爛熳たり、又五層塔あり、初め當寺中興日長上人建立ありしが、明和九年の火災に焦土となれり、仍て寛政年中再建して舊に復せり、武江年表によれば、感應寺は初め神田に開創し、日感上人を祖とし、日長の時谷中へ移すとぞ、又台宗に改まりしは元祿十一年の事也）

北邙山上暮鴉啼、早晩誰能免寄栖、一笑名心終未止、一葉碑猶競石高低、　　　潮山

三崎　谷中天王寺門前の西方の汎稱にして、昔は千駄木團子坂に通する街路を三崎町と云ひ、漸く四近に及ぼせり、近年に至り三崎町三浦氏の別邸を開き眞島町と名つく（三浦氏は昔作州眞島郡勝山城主たり）三崎町大圓寺に笠森稻荷社あり、往時は詣人多かりしとぞ、○鈴木春信は江戸の人、浮世繪の能手なり、明和の初め、吾妻錦繪を畫き出す、是れ錦繪の始なり、嘗て府内谷中笠森稻荷祠前なる、茶屋の娘仙女を錦繪に摺出し、時人の稱譽を得、然れども歌舞伎役者の繪を畫かずして曰く、我は大和畫師なり、何ぞ河原者の像を畫くに堪へんやと、終身之を畫かざりきと云ふ（扶桑畫人傳）○今笠森稻荷の北西を初音町四丁目と云ひ、地勢は全く日暮里に屬すれど、下谷區の管内とす

根岸　上野の北、谷中の東にあたり、高崖の下に居り、金杉、坂本の諸巷に連接す、もと金杉より分ちたる者とぞ、根岸川は飛鳥山にて石神井川を堰入れたる者の末にして、此里の中を流れ、屈折して今戸（山谷堀）に至り、大川へ歸す、今此根岸川の北方一帶を府外とし、金杉新田と云ひ、日暮里村へ入る、

新風土記云、根岸は今一村をなす、東叡山の根岸なればなり、世に傳ふる長祿江戸圖にも、根岸村と載せ、又北條役帳に江戸鷹澤内、代山根岸とあり、不動堂は時雨岡不動と號せり、御行松堂傍にあり、高さ二丈餘、周廻三圍に及ぶ、或は大松とも呼び、舊井あり洗垢離の水と云ふ、此松につきさま〳〵の說あり、○江戸名所圖會云、時雨岡とは回國雜記に「忍ぶの岡といへる所にて、松原のありける蔭に休みて、霜の後あらはれにけり時雨をば忍ぶの岡の松もかひなし」とあるに附けて、後世好事の人、之を御行松の岡に名つく、抑吳竹の根岸の里は、上野の山陰にして、幽趣あるが故にや、都下の遊人多くは

此に隱棲す、花に鳴く鶯、水に住む蛙も、ともに此の地に音するもの、其聲ひとふしありて、世に賞愛せられはべり。〕江戸砂子云、根岸の里は鶯の名所なり、元祿の頃、上野御門主、京都の鶯を多く此に放させ給ひ、皆上方の卵なれば、東國の訛なし、云々。〔上根岸の西、天王寺（谷中）に近く、御隱殿と字する地あり、是は上野御門主の別莊にて、寶暦の頃造營ありしが、戊辰の兵火に燒失す。御行松も御門主歲時巡行修法の所にして、彼れ「後湖松偃翠蘚清、雨雪風霜老倍榮、一自台王蒙御幸、貴賓時有吹笙聲」とは、往時法王侍讀の人の詠なりとぞ。御隱殿の北、三河島へ涉りて、貝塚と字せらる。

山茶花やはなしはおなじ離續き、　抱一

柴扉向背水東西、蒙富蓊々好隱棲、十有七言吟未穩、林鶯聽了又田鷄、　枕山

金杉（カナスギ）

今根岸の地と交雜し、其根岸川以北の田宅は、日暮里村へ入り、下谷通根岸の東方は府内に屬し、上町下町と云ひ、全く下谷區の所管とす。

石神井川を、王子村石堰より十間許上流にて分派し、飛鳥山下を流れ、西ヶ原、梶原、堀之內、田端、新堀、三河島、金杉、龍泉寺、山谷、橋場數村を歷て、淺草川に達す、其近郷二十三村に引注く故、直に二十三箇村用水とも名つく。

金杉は一說、鶴岡文書なる、正和元年、武州金曾木彥三郎重定所領云々、又小具郷江戸金曾木彥三郎跡といふにあたるべしと云へり　されど芝浦にも小日向にも金杉の地名遺存すれば、頗疑惑あり、恐らくは此に非ず。永祿小田原役帳に、江戸千束之內、金杉分、飯倉彈正忠十一貫文云々とあるは、正しく此にて、江戸庄內千束郷の所屬たりしを知る、千束池址も此邊とす。〇金杉の北は三輪村なるが、下谷通の新地町追々に出來、原宿町、通新町など稱して、府內に數へしこともありしかど、近年は根岸川（末は山谷堀に通ふ、日本堤を以て、內外を限るなれば、三之輪町の南部、正保圖に三輪原宿といふに當る）は、金杉下町、龍泉寺町と共に、下谷區の管內に歸せり

龍泉寺（リユウセン）

元金杉下町の一剎なるが、今金杉と新吉原（淺草區）の間の汎稱に轉用せらる。龍泉寺町と千束町の間に鷲神社あり、俗に吉原田甫のオトリサマと呼び、每年十一月、酉市を此に立て、府內歲事記の一項にたる

千束池址（センゾク）

今精密に指定し難しと雖、大略、龍泉寺町千束町にあたることとし、之を堤外に對して內千束池と稱したれば、外千束池とは即山谷に在りと知るべし　今も龍泉寺町には昔戸田氏下屋敷の池を首とし、幾多の池水ありて、一般の形狀澤地に屬す、昔古の千束池の跡ならん。其排水の淺草新堀川へ入り、鳥越を經て隅田川へ歸するは、江戸開府の初めなれば、其頃より漸次に塡埋して田野に變し、家宅をも見ることとなりける也。

天正十八年日記云、八月三日、夜に入りて大降り、近頃覺えず、千そくの池溢る、怪我人同來る、九月廿三日、鳥越の者出る、東か池埋立の事、夫々書附取、繪圖も一所に上る、十一月六日、千束の池の事、今日きまる、鳥越の者へ申附る。

此度芝崎口、神田臺道通りより、追々御開相成、可申、彼御出候間、所之者、其外之者共、所を望候者、勝手次第に、上淺崩し可申、多分於候者へは、御賞美可有之、且今千束內外之池、代山流れ共、埋立畢候間、淺土掘出し、差支候はば、其埋立へ遣可申候（中略）此旨江戸內外可申觸事、

二月三日　天正十九　修理（判）常陸（判）

坂本（サカモト）

金杉の南にして、其下谷通は山下町を承け、一丁目より四丁目に至り、金杉上町に連續す、即上根岸、中根岸の東方とす。坂本町の東を入谷（イリヤ）と云ひ、吉原田甫（龍泉寺町）に連なれる田野なりしが、今入谷町、豐住町（もと御切手町）新坂本町と呼び、人家散在す。花戸あり、夏月に朝顏を培養して、都人の淸玩とす。

新風土記云、坂本村は東叡山（上野）の東北にあり、世俗の說に、寬永寺建立の時、比叡山の十津坂本に擬して名付られしと云へど、名主傳次郎が所藏、天正十九年の水帳に「坂本、坂本前、坂本屋敷前」などの名見ゆ、且上野郷と記したれば、當村は寬永寺創建前よりの名なることしらる、又北條役帳、江戸廣澤とあるは坂本の一名也、廣澤も寬永年間より、其村內西方次第に町屋を起立あり、今村內を稱して入谷と唱へり、農隙に專土器を造る、是を入谷土器と唱へ、土地の產物とす、鬼子母神堂、本尊日法の作、日蓮開眼の像也、世に入谷鬼子母神と稱す。〔江戸名所圖會云、小野照崎明神、坂本三丁目の右側に在り、是れ稻荷明神の使者なりける白狐、夜每に尾の末照り輝きて、古嶺の松樹に映しければ、尾の先照るといふ意にて、小野照崎とは號けけるなりと、云云。〕今按、北條役帳に「百六十七貫文太田新六郎知行、江戸廣澤三ヶ村、二十貫文、廣澤內、根岸代山」とあるを此地に引きあてて、廣澤を坂本入谷の舊名と說く者あり、されど新座郡にも廣澤の名現存し、彼方に引きあつる方當れるごとし、此にはあらず。

山下（ヤマシタ）

坂本町の南にして、上野公園の東麓をいふ、今山下町、車坂町、上車坂町、下車坂町等に分ち、上野停車場此に在り、其南は下谷御徒町及び廣小路に連續す。

大江戸志云、上野の山下は元幽閣の火除地なりしが、何の頃よりか兩國廣小路と等しく、觀劇、放下、操、踊狂言等を專にして、雜民市を成す、寬政年中、御停止になり、山下通の床見世のみ殘る、山內役所の掛にて、店賃一間錢百五十文位、町方支配にあらず。

上野停車場　山下町に在り、東北鐵道（今日本鐵道會社の經營する所）の首驛にして、仙臺青森に至る幹線并び幾多の支線を保有し、東北一帶の交通脉絡を總ぶ。山下町は從前東叡山の坊中にして、十一の僧舍あり、世俗に下寺と唱へたり、明治十五年、悉く僧坊を轉せしめ、鐵道會社の敷地に供用せらる。山下は上野の車坂、屏風坂の二坂を承けて、新寺町（菊屋橋通）を以て淺草への通路とすれば、往時より下寺の東を、車坂町と云へり。近年武家邸及び寺内をも開きて、舊名を沿襲す。（一説、車坂とはクラガリ坂の轉訛にて、彼坂の樹陰冥暗なりしに因ると）

(車坂)

下谷　往時汎稱下谷と云へるは、北は坂本、金杉、三輪に及ぼし、南は神田川に至り　東は淺草、鳥越の平地、西は湯島、本鄕の山麓に浸漸したり。然れども府内街巷の擴張せざる、以往の形狀を推すに、大略、北寺町以南、東は姬池を以て、淺草鳥越に堺し、西は上野、湯島臺の下に至りしごとし。且其名義を考ふるに、姬池の沼澤、即下谷の窪地にして、谷中なる不忍池は必定之に對し、上谷、もしくは上姬池と稱すべき者たりしを知る。古書に屋中と云ひ、下谷と云ひ、共に村名にも呼ばる。德川氏開府の初め、千束池不忍池より、洪水姬池に汎濫せしと云ふは、蓋當時大川の水量廣大にして、堤防以内の溝洫の、排開に路なかりしに由る。萬治年中、新寺町、北寺町等の諸佛宇を下谷に移され、又大小の武家邸を此に置かれしは、治水の功果に出でしや明白なり。されど一帶の卑濕にして、所々に池沼を遺し、今も霖雨大に至れば、家宅水に浸さるることあるは、固其所也。新風土記云、北條役帳に、江戶下谷と載せたり、又松隣夜話には「永祿七年、太田三樂、武州下屋と云處に砦をこしらへ、松山邊へ働」などゝもみえたり、又事蹟合考に「大猷院殿御代の後まで、淺草寺雷神門の邊より東叡山の岸まで葦一面に茂りし谷にて、一目に見渡されし」とあり、堀正意の詩に「千村東作事西疇、下谷膏腴百頃徉、春雨一犂無價寶、明珠萬斛稻粱秋」是等にても、當時村落のみなりし事、推て知るべし、正保の頃より、當今の如く市街武家地となる。○府內備考云、國華萬葉記に、下谷は上野に對したる名なりといへり、今その地形を按ずるに、理あるに似たり、風土記殘編に、下谷岡と載たるは、後人の僞書なればいかがにあらん、永祿役帳に江戶廻下谷管野分、三十五貫九百文の地を、大谷十郞左衛門領せし由載たり、古は南の方、今の神田川に及び北は坂本金杉の二村に限り、東は淺草鳥越に續き、西は上野湯島に添ひ、中央不忍池の下流、東西に貫きて、南北に分れし村落とおもはる、御入國の後、不忍池の下流を埋られ、おしなべて平衍の水田と成し由は、羅山文集所載、武州々學十二景の內、下谷耕田の詩の趣にて、おして知らる、其後內神田に在し町並を、下谷へ移されしより、南の方過半、外神田と成り、又西の方不忍池の南岸、次第して陸地と成り、仲町、茅町、七軒町等の町並出來て、下谷に屬し、又北の方坂本、金杉、三之輪、龍泉寺四村に及びて、下谷に屬する町並と成しゆゑ、地形大に變じたり。

幡隨院　今淺草區の管內に入り、寺邊を神吉町と命名す、（下車坂町より淺草公園に通ずる松葉橋、北寺町通の西部なれば、下谷區の管內とするを當然とす）山伏町、神吉町と下車坂町との間を、今萬年町と呼ぶ、元山崎町とも云へり。江戶砂子云、新知恩寺は下谷に在り、神田山幡隨院と號す、淨土宗、關東十八檀林の一也、寺領五十石、開山智譽上人（白道和尙）初め湯島天神坂下、今板倉家の邸地に在りしが、明曆後此所に移る。○按に、幡隨意院は智譽上人の時　神田臺に建立したり、後湯島天神下に移し、又下谷に轉ずるも、猶舊地を紀して神田山といふ。智譽は慶長元和の頃、吉利支丹宗撲滅にあたり、多く彼信者の歸伏を博せる名僧なり。武江年表に、慶長八年神田山に創建、元和三年、池之端へ移り、萬治二年三轉す、云々。

廣德寺　幡隨院の南にして、今下谷區北稻荷町に屬す。此通街は車坂より、淺草駒形堂に至る橫條にして、菊屋橋通と云ふ、昔は新寺町といへり、寺院最多ければ也。或は其門前町なればドブ店とも呼べり、本來沮洳の地にして、店頭に下水溝のありければならん。又下谷稻荷社あるに依り、稻荷町ともいへり。近年、廣德寺邊を南稻荷町、北稻荷町とし、其東は淺草區へ編入す。○武江年表云、天正十八年、小田原の廣德寺希叟和尙、江戶へ來り草庵を營む、今の昌平橋の邊の沼地を開きたるなり、（事蹟合考）後神田へ移り、寬永年中に下谷に移れり。○慶長見聞集に、當時の名ある寺とて、增上寺、吉祥寺、廣德寺、彌勒寺、東光院、常樂寺、本願寺を擧げたり。

(新寺町)

下谷稻荷社　これは昔の下屋村の產土神なりと云へば、古の社地は此にあらず。紫一本に「當社、下谷御徒町のうちにあり、一歲奇瑞の事ありしより、廣德寺の前へ遷座あり」と云ふに據り、下屋の古村も、今の下谷町（上野廣小路へ附けたり）の邊、御徒町へかゝりしを推斷すべし。

御徒町　車坂町より南へ、和泉橋に通する縱街にして、廣小路、御成街道の東に幷行す。凡御徒町の左右一圓に、旗本諸家の小邸宅にして、（加藤藤堂の二藩邸其中に介在）御徒士隊の衆其多きに居りければ、此名起る。幕政の末に至るも、此間に長者町（元祿圖に載す）の外、平民の居住することなし。近年練塀町、松永町、御徒町（一丁目、乃至四丁目）仲御徒町（一丁目、乃至四丁目）等の町名を定め、其南は外神田の屬街にして、神田區の管內

とす。

三枚橋（サンマイバシ） 御徒町廐橋通の北にして、忍川に架せる小橋とす。砂子に「忍川は不忍池より流れ出、三線堀へ落る、三枚橋此川へかゝる」とある是なり。貞享圖にも、御かち町、和泉橋通の一溝に、三枚橋と標するにて明白とす。然るに江戸會誌に、三枚橋とは三味橋の謂にて、上野廣小路六阿彌陀堂の東なるを指し、御徒町なるは一枚橋と呼び、三味橋にあらずと論す、疑惑あり。元は三味道場の橋名より出て、地名に移りたるにて、紫一本に從ふべし。紫一本云、三枚橋は下谷本通り、脊町の先より、東の方の小路へ出る所にあり、此橋を渡り、右の方御徒町へ入る所にも橋あり、又其橋の下、和泉殿橋へ出る所にも橋あり、此三所いづれも三枚橋といへり、則此近所の町々、押なべて三枚橋といふなり

姫池址（ヒメガイケ） 下谷と鳥越の間なる沼澤なりければ、大略今の三味堀の水脈に屬し、稲荷町の南に滯溜せるを想ふべし。姫塚の存在せりと傳ふる立花家邸は、今下谷西町（稲荷町の直南にて、七軒町の西）にあたり、其南なる佐竹家以下の數邸は、今下谷竹町の名を負ひ、其南宗對州以下の數邸は今下谷二長町と號を立つ さればこの姫池は、美倉橋三味線堀の一線（下谷淺草の二區、今此に限る）の左右にわたれる歟。○史學雜志云、天正日記に「天正十八年八月三日、夜に入り大雨、近頃覺えず、千束の池溢れて、怪我人屆來る、姫が池の水高さ三尺五寸、同四日、水にて處々吟味、不忍の水高し、姫が池と一つになる」按に、江戸志に「下谷姫塚は、立花家の屋敷（佐竹家北）の内に在り、大なる池ありて、其處に塚あり」と、此池即姫池なり、千束の池は淺草千束の邊に在り、蓋不忍池、姫池、千束池、古へ巨沼をなして、其水相通ぜしなり、正保圖、下谷より淺草の間、悉く水田たり、是此池を埋めて新墾せし所なり。

下谷佐竹邸跡、一萬六千餘坪は、公園に爲すべき計按なるも、未着手せずとて、近年は租借を聽し、細民巷と爲り與、竹町と稱す

淺草區

淺草區（アサクサ） 下谷區の東にして、大川（隅田河）に至る、其南は神田川に限り、北は橋場山谷（サンヤ）をも籠め、南千住に接す 全區平地にして、卑濕を憂ふる坊巷多し、今人口十五萬

淺草區は其中心なる觀音の邊を、古の淺草村とし、其南は鳥越村なり、鳥越、下谷の間には姫池あり、淺草の西北には千束池ありて、開府の初めには、汙隆一ならざる郊野たり。已にして姫池を埋めて、忍川、三味線堀の水脉を改修し、其末を鳥越川とし、千束池をも開きて田土と爲し、其排水路を作りて新堀と名つけ、鳥越川に注がしむ。且て寺家武家の新邸に供し、其間に商工の町家を置けり。然れども千束及び山谷の地は、猶大半民宅を植うる能はざりしが、近年は次第に増殖し、淺草田圃の名も、將に其實なからんとす。

淺草橋（アサクサ）（茅町） 神田川に架し、本町通（日本橋區）より淺草に通ずる大路にかかる 橋南は兩國廣小路と稱し、橋北には茅（カヤ）町、瓦町と云ふ、又茅町を右に、平右衛門町の名あり。

江戸砂子云、淺草橋は神田川にかかる、予（沾涼）幼年の頃、老人の云へるは、此見附門より外は民家なく、觀音詣の折から、見附の内町にて、穴繩を調へ、道すがら柄草捨て行たるよしなり、今は淺草寺の後まで、寸地もなく町屋つゞきたり。○茅町の東、大川に縁りて、下平右衛門町、新森田町、新旅籠町、新片町などあり。寛永圖に「米津内膳下やしき」と云ふにあたり、いづれも近古の新地、代地に因れる巷とす。又茅町の西に、上平右衛門町、福井町など云ふもあるが、上に同じかるべし。○茅町の第六天祠は、近年榊神社と改號す、總鹿子に、是れ佛家の謂ゆる第六天の魔王にあらずと云へど、之を天神第六、面足尊惶根尊など云ふも、古義にはあらず。畢竟するに六天、聖天、荼枳尼天の類、皆佛家の所祭に外ならず。○再按、平右衛門町の名は古圖に見えねど、此町の名主村田平右衛門、江戸開府の時、内藤氏に随ひ、天正十八年六月六日、密行して江戸に入り、徳川家の入部、城下の市邑修造の際に奔走したり。其事跡は天正日記に見ゆるのみならず、家藏の文書ありて、子孫數世相續したり

（平右衛門町）

繁華傾酒易沈醒、馬道控人垂柳陰、一句我能描此景、酒舎門外已春深、　枕山

向柳原（ムカフヤナギ） 茅町の西、外神田和泉町、佐久間町、にもわたる汎稱なりしが、今は美倉（ミクラ）橋通より東にのみ限定せられ、元此地は鳥越の域内なれど、柳原の對岸なれば此名起る（久右衛門町、八名川町、飼鳥町の三は當然向柳原の内なれど、外神田の代地町なりければ、今も本區内に入らず）江戸時代には、松浦、佐竹、酒井其下大小の武家邸に充てられたり。近年街巷をも改修し、向柳原町（一丁目乃至二丁目）新平右衛門町、新福井町等とす

府内備考に、文政丁亥の各町書上書を採り、八名川町、久右衛門町等は昔の鳥越村の中なるを、元和二年、駿府より參州八名川村の組衆來住し、遂に町人と爲り、八名川町等の名起ると云へり、信すべからず。蓋神田佐久間

町と同く、材木河岸より起れる町家なるべきも、縁起不詳、深川にも同名の代地町あり。

町會所址

向柳原（今の向柳原町一丁目一番地）に在り、幕府のときに、七分積金、及び市中窮民救恤を取扱ひし所なり。初め寛政三年、輔佐松平越中守定信、江戸市中の町法を改正して、將來支辨すべき一ヶ年の町費額を定め、前五ヶ年平均町費と差引きて、其減額の一分は町內臨時の入費、二分は地主の增收、七分を積金と定め、幕府より一萬兩つゝ兩度の差加金あり、是即會所の基本元資にして、これを勘定所用達三谷三九郎外九人に委托して貸付け、其利子を以て會所掛の吏員、用達商人、年番肝煎名主等の手當に給與し、其餘は計算帳に明にす、凡此出納に關することは、總て用達商人の受持にて、町方勘定方の吏員は唯之に立會へるのみなりき、付屬地若干所あり、維新以前會所付屬地は、僅に百餘箇所に過ぎざりしに、明治の初に拜領地、拜借地等の返上となりし時、會所へ抵當に差向置しものは、悉く會所へ下付せられし故、俄に增加して一時千七百五ヶ所に至る、然るに明治八年に至て、皆沽却に付したりき、會所金穀の蓄積は、歲時に增減ありしかど、其增大の日に、籾四十餘萬石、金六七十萬兩に及べることあり、慶應四年には、籾三十二萬餘石、金二十五萬兩許、明治維新の曉に及び、町會所の組織を變更し、營繕所と改め、又會議所と改め、其增入の路は、舊政故法の撤去とともに中絕しければ、積年の貲本は皆、當時の道橋、及び瓦斯局、養育院創立等の急需に支出せられ、籾は云ふまでもなく、附屬地も大半は賣與し、凡八年間百二十五萬圓を支出し、剩す所は三十四萬圓、明治九年を以て府廳へ引渡したりと云ふ。されば此町會所及び基金は、やがて都市自治の故法を見る所以の者にして、都人の當に永記すべき者也。

美倉橋

向柳原と神田柳原の間、神田川に架す。寬永圖に此橋なし、向柳原にあたり「屋形」のあることを標するのみ。架梁は明曆以後の事にて、柳原の新橋と云へり。此橋より北へ、三味線堀を經て、廐橋通に至るまでを、今淺草下谷の區界とす。（承應圖に、此橋なくわんじん橋と云ふ）

鳥越

古村名の遺れる者にして、今も大方元鳥越町、猿屋町、須賀町より藏前廐橋通の邊までを指す。（南は神田川まで歟、西は下谷にして、其中間に姫池の沼澤ありしが、其水脉は即三味線堀と爲る）茅町、向柳原の北、駒形、森下の南とす。鳥越明神は、元鳥越町甚內橋の北に在り、又鳥越川（須賀橋）の南、瓦町の北、淺草通の西側に鳥越天王社ありて、近年須賀神社と改む。江戸名所圖會云、鳥越は小田原役帳に、八貫文、江戸鳥越、富永淋と載せ、今の鳥越明神の邊をいへり、文明十八年の北國紀行に「隅田川の邊鳥越といへる海村に、善鏡といへる翁あり、彼家に笠やどりして、閑林にあつめ置きたる、金光寺に在宿しはべり、同十九年元旦に、

治れる波をかけてや筑波根のやまとしまねに春の立らん、　堯惠

又同し頃の廻國雜記に、

「鳥越の里といふところに行くれて、

暮にけりやどりいつくといそぐ日になれもねにゆく鳥越の里。　道興

鳥越川

三味線堀の末にして、西鳥越町、元鳥越町と向柳原との間を東へ流れ、淺草通を横ぎり、（鳥越橋、今須賀橋と改む）淺草大倉の南にて隅田川へ入る。淺草新堀川は入谷千束の溝渠の末にして、北より來り、鳥越橋と甚內橋との間にて、鳥越川へ入る。

新風土記云、御府內の刑罪場は、初め本町四丁目の邊にありし由、後二所に分れて、南方は材木町五丁目、北方は淺草鳥越橋の際に置れしと云ふこと、或書に見ゆ、村木町にありしことは、他の所聞なし、鳥越橋の事は、諸雜誌にも載せたり、其地は今の鳥越甚內橋の邊なりし由、それより又淺草聖天町、西方寺の向に移せり、今も刑罪場の蹟なりとて、八間四方許の地殘れり、そこより小塚原に越せし年歷は傳へず。（按に、落穗集追加に、向崎（一に向坂に作る）甚內といふ大盜、淺草原に刑死の事を載せたり、それは慶長の昔の事なるべし。）府內備考云、甚內橋は鳥越明神前の往來なり、此橋の西南の屋敷に向坂甚內を祀れる永護社あり、耳底記曰、寬文の頃なりし、カウサカ甚內といへる盜賊の長ありしが、かれ世にすぐれたる大力にて、ことに劍術に手練なりしかば、とらはるゝ事を免れたり、その後瘧病をわつらひしを、幸にからめとられ、この所にて死刑におこなはる、かれ最期にいひしは、おもはずも瘧病を煩ひしかば、捕はれにつけり、我死て後、此病にてなやむものあらんに、我を祈らば、病たちまち癒ゆべしとちかひ、死につきしと、云々。

（天文橋）

元鳥越町の東、新堀川に至る間を、今福富町、老松町（壽松院の門前町なり）と云ひ、福富町より藏前へ出つる橋に天文の名のころ、是は天文臺の在りし地なれば也。○一書云、江戸幕府の天文臺は、初め牛込藥店に置れしが、天明二年、鳥越へ移さるとぞ、按に本朝にて曆を造られしは、古代よりの事なれど、古くは皆唐國の曆法を用られしなり、本朝の曆法行はれしは、安井算哲が撰し貞享曆を始めとす、其後六十餘年を歷て、佐々木文次郎曆法に達せるを以て、召出されて改曆をなすもの、寶曆曆是なり、その後又四十四年にして改曆ありしより、其術最精密を極めて、天度の違ひなきに至ると云へり、寬政改曆の時は、高橋作左衛門を登庸ありて、是を司らしめらる。

文祿三年小田原の壽松院、江戸に移り、今の鍛冶橋内に寺を建て、後神田柳原へ移る、〔武江年表〕寛永圖にじゆしやうじとあるは是なり、明曆の火後に鳥越へ移る。

三味線堀 今本區に屬する西鳥越町、小島町と、下谷區竹町、二長町との間の壕池を云ふ。谷中不忍池より落來る忍川を初めとし、四近の下水此に匯合し、鳥越川と爲り、東に走る。此壕池は南北に長く、(凡百間)北に再入溜を堀廣むるを以て、形狀俗樂の蛇皮線に似たり。往時三味線堀の左右は、小島町に少許の民家ありしのみにて、都べて武家邸たり、下谷に近接するを以て、下谷小島町とも云へり、近年に至り形狀一變す。又小島町の東なる三筋町も旗本諸隊の賜宅にて、民家にあらざりき。(三筋町の名義を三味線に附會せるは誤れり、此に東西仲の三條の小巷あれば名つけしのみ、近年其仲の條名を失ひ、東三筋西三筋とのみ呼ぶも、本意に遠し)又北三筋町は往時抹香橋の御香組屋敷と稱し、町名なし。近年七軒町、廐橋の街路を開き、御香組屋敷を貫通し、抹香橋を榮久橋と改號す。〇三味線堀は古の壕池の痕跡たるべきこと、下谷區姫池の條に參考して悟るべし。

藏前 鳥越橋(須賀橋とも、天王橋とも云ふ)の北、黑船町(廐橋通)に至るまで、淺草通町の汎名とす。其東側に幕府大倉を置きけるより、此名出づ、謂ゆる淺草御倉是なり。西側は片町、森田町、旅籠町と云ひ、鳥越村の屬なりしとぞ、近年旅籠町を元町と改む。

淺草米倉址 今藏前の諸巷名を以て、倉庫址に之を及ぼす、其の片町(下之口)に工業學校あり、元町(上之口)に電燈會社あり。〇社會事彙云、江戸幕府の時、大倉數所、淺草、其倉廩を淺草倉と稱す、本所、其倉廩を本所倉と稱す、濱町、其倉廩を矢野倉と稱す、鐵砲洲、其倉廩を新倉と稱す、建設の時代を推考すれば、淺草倉を最も舊設とす、本所倉は享保十八年更工を起し、翌年の冬に至て落成す、矢野倉新倉は久しからずして廢す、唯淺草、本所の二地は明治の初に至るまで大倉たり、淺草の倉廩は、江に瀕し衢に對す、南北約三百二十間、東北或は六十間、或百三十間、其積三萬六千六百餘歩、渠を南北西に繞らし、江水を導て通漕に便す、江に傍ひて八渠鑿ち、直に江水を施き、以て府舸を出入す、江に枕て鬱蒼蟠屈する古木あり、即首尾の松なり、當時此倉廩は、納るゝに諸國の貢米を以てし、出すに廩士の祿俸を以てすれば、實に糴糶の淵源と稱するに足り、府下の米價は毎に此太倉の虚盈に由りて高低せり、大倉の邊に札差を業とする豪戸あり、札差は他に比類なき一商業を營むものにて、其本務は淺草倉廩に出入して、幕臣諸家の俸祿を領收するに當り、代辦して往來從事するのみ、然れども又之に由て大に貨殖の計を爲し、家產皆殷富を占め、奢侈奇袤を持したり、故に當時の俗間に、富豪を指して札差の如く闊りと謂へり、以て其盛滿を知るに足る、然れども其各家の如き、蓋皆微々たる下民より出づる所なり、或は曰く昔倉廩の邊、淺草橋以北より森田町の頭に至り、路傍處々に葭簾を張り、煮茶を鬻ぐ者十數戸あり、又倉廩近傍に米肆を開き、俸祿の殘餘を沽て之を鬻ぐもの數十戸あり、此二者を以て實に札差の胚胎する所と爲す、此等皆米肆等の貨殖に勉強するもの、時に給祿を抵當とし、諸家貸借の途を開き、頗る融通の利を生ず、即札差の濫觴とぞ、享保九年、甲辰七月、町奉行大岡越前守)札差營業開創の請を聽し、八月官札差の數を定限し、百九員となし、濫に同業を營むを禁ず、以て明治の大政維革に至れり。幕府の瓦解及び、株式獨占の解放に因り、札差業全く止み、從前の豪戸も悉皆散亡し、今は僅に一二家の遺存するありと云ふ、又倉庫の數は嘉永中六十七宇、三百五十四戸前ありき、猶本所元町倉を參考すべし)〇府內備考云、淺草御倉は、御構の內貳萬七千九百坪あり、相傳ふ元和六年新に建てさせらると、里俗此大路を藏前通りと稱す、談海と名付けし雜記に、萬治二年七月、甚雨疾風にて、淺草御藏へ水入ければ、下より貳俵通り濡れけり、四拾年以前も水入り、(按に元和五年に當れり、是れ御藏未だ建ざる頃也、傳聞の誤にや)其後地形五尺築上ろ、しかれども此度又貳俵通り水つきければ、其時よりも猶大水と知らるといへり、按に、此御藏元和の頃より建られしは勿論なれど、後年(享保の始なり)濱町(矢野倉)に在りし御藏をもこゝに移されしといふ、よりて御藏中の御門の邊に、谷野御藏稻荷と稱する社あり、書替所、一は御藏前通り東側にあり一は新堀端の東岸にあり、始めは御藏前通りに並び在しよし也、御切米、御扶持、御役料等の手形書替の役所にして、書替奉行二人して是を預れり、此支配に書替手代と云ふ者數多屬せり、さて御藏前の札差と云ふ者の起りは、茅町名主利左衞門が書上に、寛文頃より始りしならんと記したれど、札差伊勢屋四郎左衞門の家傳に、三代目四郎左衞門、寛永年中瓦町に移住し、その頃より札差やうの事仕來りしといひ、且承應元年以後は、御米渡も夏冬二季に定められしなれば、當時小給の輩、相對の好を以て、米金諸拂等の事を町人に托せしならん、その後年を追てその例多く、寛文の頃は歷々の類まで、推なべて町人に托せしなるべし、其の改りて札差と云ふもの定まりしは、享保九年よりの事なり、その時札差人數百九人にて、向後この札差の外、猥に札差いたすまじき旨、奉行より申渡せしとなり、利左衞門が書上に「札差共の儀は、其初年代確と相知不申候得共、凡寛文の頃より相始り候哉に今存候、右は諸士樣方三季御切米相渡り候節、其以前御玉入と申事有之、御遠方に被爲入候御方樣は、當日右御玉入

早朝に付、御間に合不申候間、右御藏前近邊に住居仕候町人共へ、御相對にて御玉入之儀御賴被遊、其諸士樣方御名前札、御玉入に差入候間、札差名目相初り、右御切米御玉落に相成候得者、米金御藏より相渡り、諸士樣方御請取に相成候間、夫迄の處右御名札差入候者共、御手形御預り申上、金子御用立罷在候、云々。

西福寺（サイフクジ） 藏前森田町（モリタ）の北にして、今寺邊を富坂町（トミサカ）と云ふ、(小石川富坂町の代地なりしに由る)松平山と稱し、淨土宗を奉し、參河國より德川家に附隨し來れる者とす。寛永圖によれば、駿河臺下なる淡路町を、西福寺の舊地とす。○砂子云、御藏前西福寺は、寺領百石、開山心蓮社貞譽上人(頑故和尙)往昔參州松平村に在りし故とぞ、台命により駿府にうつり、慶長の頃更に當府へうつされ、駿河臺に地を賜り、寛永十五年、淺草川のほとりに移る、今の地也。○以貴小傳云、東照公の侍妾おたけ殿、所出不詳、第三女振姬(初め蒲生家へ嫁し後淺野家へ嫁す)の母にて、法體の後良雲院尼と以ふ、寛永十四年うせて、西福寺に葬る、寛永日記、十年七月の條に、了雲院とあるに同し。○東京古墓誌云、德川氏江戶打入の時の町年寄、樽屋藤左衛門墓碑、西福寺に在り、誓譽西入禪門、慶長十七年月日と刻銘せり。

藏前八幡宮（クラマヘ） 藏前旅籠町(元町)の北に在り。○砂子云、御藏前八幡宮、社領二百石、昔は文殊院とて、高野山行人派の頭住持す、行人派騷動の後、元祿五年の頃、雄德山の寺家より住持し、大護院と改む。○按、元和三年上卜紀行に、淺草の高野寺といふは、此文殊院を指せるなら〻。天保十三年、町道場禁止の時、茅場町なる成田不動尊の旅宿を轉して、此境內に移されたり、故に當時成田八幡とも呼びしとぞ。

廐橋（ウマヤ） 藏前の北、黑船町より本所區石原外手町へ通する大架橋にして、吾妻橋と兩國橋との中間とす、明治□年創架。もと此橋の少南三好町（ミヨシ）なぜば、御馬屋（オンマヤ）河岸と呼び、渡舟場としたり、橋名これに因る。

往夢茫々何處尋、杖藜重過墨江潯、東流水蘸新橋影、(兩國吾妻、兩橋之間、新架廐橋)白髮人依舊柳陰、煙裏樓臺描暮景、霜前木葉識秋心、今來遠客添多感、也似劉郞再度吟、　黃　石

(黑船町)

府內備考云、黑船（クロフネ）番屋跡は、今諏訪町の內なりといへり、黑船町の傳へに、往古阿蘭陀黑船來り、其後正保丁亥年にも、黑船來りしゆゑ、黑船町と唱へしといへり、いかなる故にて、か〻る番屋を建られしや詳にせず、江戶集覽曰、慶長年中、黑船船頭の長御目見被仰付、御掟書を賜はるの節、旅宿の所也と。

廐橋通（ウマヤバシ） 廐橋より藏前八幡宮の北邊を過ぎ、七軒町、小島町に至る新路は、全く近年の貫通に係る。其以西、上野廣小路を橫ぎり、湯島切通坂に至るまで、直線となれり、即廐橋通の名生す。今黑船町より、廐橋通を西に進めば、新福富町、富坂町、共に代地町なり。

此邊を俗に堀田原（ホッタバラ）とも云へり、享保十七年まで、堀田侯の邸なりしが、上地後、無主の空閑なりしこと久しかりければ也、羅山文集に、堀田氏の多景樓記あり、此に造營ありし者とす。

(榮久橋)

堀田原の西、榮久町は新堀寺町の改號せる者にて、此に抹香橋と云へるをも、今は榮久橋（エイキウ）と改めたり、榮久橋の西は三筋町、其西は七軒町、小島町とす。七軒町小島町は今淺草區內なれど、從前には下谷の總名を負ひて、大略三筋町、阿倍川町以東をのみ淺草と呼べり。

淺草（アサクサ） 元は村里の名なるが、觀音堂の邊を本とし、東は大川に枕し、淺草川の名あり、西は沮洳卑低の在るありて自限り、南は鳥越に接したり、北は山谷、橋場亦別村たりしごとし。江戶開府の初めに、淺草は猶郊外に屬す、寛永圖に「東は千住、少し寅へふれてあさくさの外まで、日本橋より□四五里たちつづく、奧州街道これなり」と揭けたれば、寛永に至りては淺草通山谷の邊まで、人家の驛路を挾みて間斷なきを見たる歟。明曆大火の後に、新堀川を淺草の西に通して、金杉、千束、三輪等、日本堤以內の排水路と爲し、沮洳を修築して多く寺家武家の邸宅に供せらる。此際に新寺町成り、淺草、下谷の間は皆佛宇を以て塡塞せられ、其門前は商工の寓居を許せしを以て、人煙愈繁密を致せり、以て今日に至るも大異なし。

東鑑、養和元年の條に、武藏國淺草の大工、字を鄕司と云へる者を、鎌倉へ招けること見ゆ。淺草は蓋古の檜前（ヒノクマ）牧にして、其舊事逸聞は觀音緣起に因りて探るを得。小田原北條氏の時に至り、淺草は町と呼ばれ、觀音堂の廣小路には、市を立てしとぞ。天正十七年の古簡あり、

禁制　　　淺草町

三月十八日　六月十五日　極月十八日

一押買狼藉之事　一喧嘩口論之事　一國質鄕質之事

右三ヶ條、如先御證文可申付、若於違犯之輩者、可遂披露旨、被仰出者也、如件

己丑九月廿二日(北條氏虎朱印)　山角孫十郞奉之

伊丹源六郞　同參河守

又天正十年、遠山直景の傳馬狀に「江戶、淺草、葛西新宿、但是は臼井迄」と云へる(府內備考)は、淺草も驛傳の一所たる證にて、花川戶（ハナカハド）を古驛と云ふは即是なるべし。又小田原役帳に、「江戶鍛冶四貫貳百文、淺草近藤分」「同所番匠四貫三百文、千束內朝倉分」などあるは、此地に鎌倉以來匠工の家の絕えざるを想ふべく、武州の名邑なり。文明中の江戶城汀亭記には「東望平川縹緲兮、長堤緩迴、水石瑰偉兮、佳氣鬱芳、謂之淺草濵」と叙したるは、文飾に嫌あれど、江戶の勝地に推されしこと信なるべし。

淺草といへる所にとまりて（回國雜記）
冬の色はまた淺草のうら枯に秋の露をものこす庭かな、　道　興

淺草川（アサクサ）　隅田川と云ふに同し、即大川（オホ）なり、皆寫、今戸以南にのみ此名あり、或は宮戸川（ミヤト）と云へり。砂子云、淺草は豐島郡峽田（ハケタ）領に屬したり、往古此邊武藏野へ遙につづけど、小山もなく、平原なれど、民家ありて草もおほき故に、淺草と云へりとか、淺草川は上に荒川と云ひ、下に隅田川とも、宮戸川とも云ふに同し、淺草觀、淺草海苔、當所の名産なり、昔は此近き邊までへ江なりしと也、○製品圖說云、淺草海苔はホシノリと稱し、東都の名産也、今は品川、大森の海濱にて採るなり、往古淺草の地、元祿天正の頃までは、漁家農家の者、海苔をとり、[illegible]、是も淺草海苔の名あり、其の頃江戸東南方は、皆江海なりしが、慶長の頃より繁昌の地となりしかば、[illegible]をならし平なる[illegible]枝川を埋め、淺草川漸く狹くなりしより、海苔を産するをなし、今品川に産するは、貞享元祿の頃よりとぞ、品川の海濱に牡蠣を養ひし垣に、偶然海苔を生ぜしより思ひよせ、篠竹或は雜木の枝などを海中に立てしに、年々に海苔の生ずること多くなりゆき、後は大森、羽田にも及びたり、東都歲事記云、淺草茶屋町の商、四郎左衞門の言、葛西領中川沖に海苔を採り、之を淺草にて製造せしにより、淺草海苔といへり、昔は石貝などに着けるを拾ひ採りしに、享保の頃、疎朶つみたる筏に、海苔の多く聚りしを見て、それを學び「ひび」を設けはじめしとぞ。又寶暦三年、代官伊奈半左衞門、海面を掄地して、ひびの立場を定めたりと、新風土記に見ゆ）

芳草河邊春色閑、浮雲西望界樓臺、金龍園下花千樹、多少名之予自栽、　江都春日行　秋　玉　山

宮戸川（ミヤト）　天正十八年日記に、此名を載せたり（府内備考云、宮戸川の名は、眞土山の聖天宮あるゆゑとも、宮戸森稲荷社より起りしとも、皆後人の牽強にして、正しき考據なし、古は入江なり[illegible]由は、觀音の縁起にも載たり、此川、駒形堂の邊を[illegible]と呼び、兩國[illegible]邊を乙が[illegible]と稱す、○關八州古戰錄云、角田川より西に打越て、淺茅が原、淺草野邊、忍の岡、向の岡、なべて往古は武藏野にて侍るべし、淺草川は豐島郡の千束八町の内にて、水上は荒川、入間川、[illegible]川の末に[illegible]、[illegible]乙[illegible]など[illegible]、故ある河近きあたりの[illegible]田筋に三所有り、昔土[illegible]氏にて、[illegible]、[illegible]とて兄弟三人、漁獵の營みして、三屋戸川（ミヤト）へ潛出でし事、觀音縁起に詳なり）

新堀川（シン）　入谷、千束の[illegible]、[illegible]以下[illegible]下[illegible]と[illegible]て南[illegible]、[illegible]十[illegible]、[illegible]に合す、是ハ[illegible]の比、淺草田甫、千束邊の排水路として[illegible]られたる者にして、其[illegible]に[illegible]寺、[illegible]、東本願寺、（淺草[illegible]）龍寶寺、[illegible]寺、壽松院など二十餘の寺々あり[illegible]、[illegible]、[illegible]寺内[illegible]、[illegible]堀川[illegible]、[illegible]寺[illegible]、[illegible]て[illegible]、願寺の西[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]寺の裏手より、東本願寺[illegible]、[illegible]北より少しく東へ屈曲し、[illegible]方にて三味線堀に合す、堀[illegible]見間半餘、江戸[illegible]、上古は此堀なし、鳥越よりの流れ[illegible]三味線堀[illegible]にして[illegible]なり、[illegible]後に[illegible]と見えたり、松[illegible]門前[illegible]、寛永四五年、東叡山御建立の時、水吐として[illegible]あり[illegible]と云傳ふとの由、是恐くは誤りなるべし、[illegible]、下谷に[illegible]と云ふは、萬治元年、淺草[illegible]町通り、[illegible]下寺[illegible]、[illegible]の時、大工頭へ割餘の水溜地を賜ひて、町屋敷となせしなり、恐くは此[illegible]落[illegible]として、堀割有[illegible]、今は上[illegible]予村より分へる[illegible]用水の餘水をも、中[illegible]の邊にて此堀へ落せり、此堀は大[illegible]より[illegible]入りて、通船の便もあり、

海禪寺（カイゼン）　淨土宗[illegible]心派、寺内四寺の一なり、初め湯島郷にありしと云ふが、明暦の火後に此に移造せらる、寺中に[illegible]奧山の[illegible]坊を祠る。

（松葉橋）（北寺町）

[illegible]寺の邊を、今北松葉町と云ふ、其[illegible]堀川に架せるを松葉（[illegible]名合羽）と稱するに出る　此松葉[illegible]の[illegible]は新寺町の北に[illegible]、[illegible]北寺町（キタテラ）と云へり、近年分ちて幾多の町名を立つるも、却て實際に不便を免れて山[illegible]町、[illegible]町、[illegible]、萬年町、山伏町、[illegible]吉町、北清島町、北松葉町、南松葉町、[illegible]町、[illegible]島町などあり、淺草公園に達す。

[illegible]云、淺草下谷の大通りを隔て、南は三味線堀近き邊、[illegible]、北は[illegible]寺[illegible]、新寺町（シンテラマチ）と唱へ、其内[illegible]、[illegible]通[illegible]、[illegible]と[illegible]、[illegible]町を[illegible]、七軒寺町といひ、又[illegible]前[illegible]門[illegible]は八軒寺町、門跡[illegible]北寺町といへりと、此寺町の内には、[illegible]門跡と稱せられし寺に[illegible]に多し

堂前（ダウマヘ）といへるは、海禪寺の南、清水寺の南にて、今松葉町と改む（[illegible]内備考云、淺草坂本町、及び新寺町[illegible]寺の邊を、里俗堂前と稱せり、是は射藝の達人、吉田出雲守重氏六代の[illegible]、[illegible]勘重信（武藝小傳には、即西派の[illegible]、吉田[illegible]八郎一水の子と[illegible]せたり）明年たりし比、寛永二十年、是に三十三間堂を[illegible]、[illegible]を[illegible]射[illegible]の式を執行すといへり、其後元祿十一年類燒せし時、代地を今の深川八幡宮邊にて賜ひしとなり。

東光院（トウクワウ）　北寺町[illegible]寺町に在り、本尊藥師は靈佛にて、[illegible]古跡の隨一也。○東光院は、天正十九年朱印を賜ふ、十五石、慶長十年「御神領、[illegible]青場に羅成侯等、於今井郷之內相渡」云々と合せられ、[illegible]野[illegible]「[illegible]」には今の常磐橋北に在りしを、小傳馬町[illegible]され、明暦以後

に淺草へ移る、〔江戸名所記、江戸名所圖會〕天正十八年日記に「東光院、ふるきこと書附に出ず、地藏さまの御寺と、藥師さまの御寺と、今迄並びあり、新地にても並び候樣、地割頼入と申事也」と載す、地藏とは何寺にや、今詳に論し難し

（芝崎道場）

日輪寺　北寺町通松葉橋と、淺草公園との間に在りて、今寺邊を芝崎町と名づくるは、此寺を古名芝崎道場といへるに由る。時宗にして、今も淺草の遊行寺と呼ばる。慶長古圖に神田橋を芝崎口と標し、其以内に「寺地拂跡あき地」と載するは、此道場を城外に移されし也。寛永古圖には、柳原の西、今の東神田松枝町（於玉池の邊）にあたり、遊行道場と載す、明曆大火後、更に淺草の現地へ移さる。

江戸名所圖會云、芝崎道場日輪寺は時宗なり、開山眞教坊は、一遍上人第二世にして、往古諸國遊化の頃、當國豐島郡芝崎村に至りしに、かしこに一の叢祠あり、神田明神是なり、今の神田橋御門の邊、其名を芝崎村といへり、其傍に一宇の草庵を結び、芝崎の道場と號す、慶長年中、神田明神は駿河臺へ移され、當寺は柳原のもとに地を賜ふ、又明曆の頃今の地に移さる。

幸龍寺　日輪寺の北にして、今寺邊を新谷町と命名す、入谷、千束の田野に接すれど、北寺町の所屬とす。〇砂子云、幸龍寺は淺草北寺町に在り、法華宗、妙楠山と稱し、寺領百五十石、開山正心院日き上人、寺中に十院あり。〇按に、幸龍寺は慶長中創建、三代大猷公の乳母（大場）の祈願報賽として、五十石寄附、又大猷公の侍妾おなつ殿は、甲府殿（綱重）の所出にて、藤枝氏なり、天和三年死し、幸龍寺に葬る、因りて佛供料二十石を賜り、寶永の頃にや猶百石の追福料を加へられしなり。

誓願寺　日輪寺の南にて今寺邊を田島町と呼ぶ。〇砂子云、誓願寺は田島山快樂院と號し、淨土宗、寺領四百石、見蓮社東譽上人の開基、此寺の鐘はもと御城中に在りしを、上人に下し賜り、元祿年中一位樣（桂昌院増山氏）入御の時、小くて不相應なりとて鑄直されけり、當寺初め城中西丸の邊なり、其後銀町へ移り、又神田（柳原の小柳町）へ移り、明曆中に當所にうつる、塔中十七院、中にも安養院は寺領百石、元祿中用譽上人草創。〇江戸名所圖會云、誓願寺、天正十八年小田原より寺を移し、當府銀町に地を賜ふ、又慶長の頃神田須田町（小柳町）へうつさる、云々。

報恩寺　北寺町通の南、北清島町に在り、飯沼山と稱し、一向宗宗祖隨從二十四輩の一名跡とす、今東本願寺派に屬するとぞ。〇砂子云、報恩寺は一向宗、寺領三十石、開山聖志坊は大中臣氏、親鸞上人の弟子にして、初め下總國飯沼に一宇の坊舍を建立す、飯沼天神靈驗を示して袈裟を賜り、又鯉を贈らせ給ふと也、いつの頃にか、當國櫻田に移り、又御當家入都の頃、八丁堀（寛永圖によれば、八丁堀三丁目にこうせん寺、ほうおん寺あり）に移り、今の處へ移されしは、明曆回祿以後なり、塔中十五院、鸞上人六十三歳の影像、并に眞筆の教行記六册を寺寶とす。〇江戸名所圖會云、報恩寺初め下總國豐田郡横曾根に在り、天正の頃、多賀谷氏に寺領を收められ、當所へ移る。

源空寺　は報恩寺の北にあり、慶長九年、圓譽靈門上人之を湯島に建て、明曆火後此へ移さる。〔武江年表〕

唯念寺　新寺町通の南側に在り、今寺邊を南稻荷町と云ひ、下谷區の管內とす。〇砂子云、唯念寺は淺草寺町に在り、觸光院と稱し、一向宗高田專修寺の老分なり、寺領百二十五石、開基淨因僧都とぞ。

菊屋橋　山下車坂町より東へ、淺草駒形堂に至る新寺町通の橋梁にして、即新堀川に在り。菊屋橋の南、抹香橋（今廐橋通に係る）の間、新堀川の西方に、阿部川町とて、古來庶民雜居の巷坊あり。これは昔時、寺家武家の裏町地を占めし間に、特異の形象たりき、由來のあることならんも、いまだ聞かず。

熊にあらず虎にもあらず淺草に起き臥す我を誰か知るべき、　戸田茂睡

淺草本願寺　東本願寺の別院にして、俗に淺草門跡と稱し、殿閣頗壯大なり、菊屋橋の東、新寺町通の北側に當り、今寺邊を松清町と呼ぶ。

砂子云、淺草東本願寺懸所は、開基教如上人、塔中二十四寺、昔教如上人は、豐太閤の計らひとして、舍弟准如上人を本寺門跡とし給へるを以て、裏屋敷に隱居あり、然るを御當家より再御召出遊し給ひ、京都に御堂建立有て、東西と稱る、即東を御裏ともいふ。〇江戸名所圖會云、東本願寺輪番所は、初め神田にて、其他今の昌平橋の外なり、明曆の大火後に、淺草へ移されたり、當寺は朝鮮人來聘のみぎり、旅館となる例とす。〇按、寬文元祿の頃の古圖に、東本願寺裏門の邊を、法恩寺と標し、又砂子に參考すれば、今の報恩寺は此にありしを知る、又此別院は慶長中の創置にや、淨心見聞集に、本願寺を擧げたり、されど東西のいづれにや、元和三年上下紀行にも、ただ本願寺と云ひて、東西を差別せず、寬永十四年に至り、東西兩別院へ、宅地の朱印を下されしこと、一書に見ゆ。

（森下）

龍寶寺　淺草門跡の南を俚稱森下と云へり、何の謂たるを知らず、即廐橋通の北、新堀阿部川町の東にして、今北榮久町、高原町、森下町の三に分つ者是也。龍寶寺は此に在りて、北榮久町に屬す、天台宗、慶長四年、神田臺に建て、寬永十二年、現地へ移る。〔武江年表〕

（手向野）

江戸名所圖會云、寬文の頃戸田茂睡といへる歌人、淺草手向野に草庵を結び住居せり、元和二年、其一男死し、此野に葬り碑を立て和歌を記す、其地は今金龍寺の境內

にして、茂睡夫婦の墓さへあり、左れば金龍寺の邊を手向野ともいひしなるべし、されど新寺町東陽寺の境内なる由諸書に載せ、東陽寺にも今は此茂睡が歌さへ石碑にのこれり、或說、此邊往古は奥州街道にして刑罪場なり、其頃往來の人香花など手向ければ、かく稱へしなどいへども、其實知るべからず、云々、

風の音苦のしづくも天地の絕ぬ御法の手向にはして。

(高原)

○按、金龍寺も東陽寺も高原(タカハラ)町に在りて相隣る、昔は此野の古墳路に係れりと云へば可なり、刑罪場と云ふは信け難し、寛文古圖に、キンリウ寺の北に高原燒物と標す、陶窯を置ける地なり（○楢井氏工業史云、江戸幕府は別に陶窯をおかず、只元祿中、片桐石州の推擧によりて、陶工高原藤兵衛を攝津より呼び下し、淺草本願寺の前に一町四方の宅地を與へ、其地内にて茶碗をつくらしめられしとぞ（高原燒、又淺草燒とも稱す）又天明中、桑名の商估沼波五左衛門（弄山、又方寸齋と號す）を呼び下し、小梅村に陶窯を築き、數寄屋川の陶器をつくらしめしのみ、五左衛門このころより其製作品に萬古の印を捺しゝかば、世人萬古燒と稱し、ことの外賞翫せしとぞ。

駒形(コマカタ)堂

今堂邊を駒形町と云ひ、淺草通の東側、大川端に在り、一小宇なれど、古より淺草の江頭の一目標とす駒形町の南を諏方町と云ひ、廐橋黑船町に接す、北を並木町、茶屋町と云ひ、淺草廣小路に接す。○江戸名所圖會云、駒形堂は往古淺草寺の總門のありし地といふ、其頃は此より寺まで左右並木の櫻なり、今は其地名も遺かりしにや、寛永二十年の印本、東めくりといへる書に、駒形堂の近邊、並木の櫻の爛漫たる由を記せり、淺草寺緣起に、天慶五年、安房守公雅、淺草寺觀音堂造營の時、此堂宇も建立ありしよしを記せり、堂の傍に淺草寺領内殺生禁斷の碑あり。○按、駒形堂、新寺町通の以北を以て、古の淺草寺内と爲し、此堂はその總門にあたりしと云ふこと、實に然るべしと想はる。田原町、仲町の一區域は、江戸時代を通して、武家邸にも供用せられず、町家の散在に任せられしは、其由ありと知らる。駒形とは、相州箱根山の神號にして、此にも勸請せられし也、駒堂とも唱ふ。

駒形を、駒掛の義と解く者あれど、正しからず。○燕石雜誌云、淺草の駒形堂、むかしは河のかたを正面にせり、その圖說、江戸名所記、大和名所圖會等に見えたり、船より參るに便よくせしにやとおぼし、名所鑑に駒掛堂と題して、むかし此あさくさ川のわたし守、追手の風に帆をかけてはしる、船中より此堂を見れば、堂のかけるやうに見ゆるとて、こまかけ堂となづくといへり、この說こころ得がたし、按ずるに、當初かの堂は淺草の觀世音へまゐらする繪馬を掛たれば、駒掛堂と名づけたるに、俚俗は訛りて駒形堂と唱へたる歟、さはれ江戸名所記に、駒形堂と記したれば、かく唱る事いとふりたり。

駒形の南を諏方町と云ふは、諏方明神の小祠あれば也、其西方森下に至る間を、今猿屋町、新福富町、壽町等とす、是は武家邸なりしを、中頃より逐次に開かれて、代地町、新地町に供せられし所とす。○府內備考云、毎年土用前より八月中旬まで、諏訪町河岸に水稽古の小屋十二ヶ所並び造らる、正保日記に「四年六月、淺草川端に假屋掛り、近習、外樣、御歩行衆まで、段々水練上覽あり、向後毎年川端に小屋を掛て、非番之者は毎日游ぎに精を入る」云々、是水泳小屋稽古の初なるべし、昔の事は詳ならず、寛政中より、毎日御徒頭一人つゝ小屋に出張して見分せり。○按に、延寶圖、元祿圖などに、淺草廣小路といふは、駒形堂より內、新堀寺町に至る間を云ひ、雷門前にはいまだ其名なし、廣小路の名にも古今の相違あり。

淺草廣小路(アサクサヒロコウヂ)

淺草寺の門前なる横條にして、東に吾妻橋あり、隅田河に架す。廣小路の北側なる次門を雷門(カミナリモン)と云ひ、雷風二神像の對立したりしが、慶應の火災後之を建てず。

廣小路の北方は即淺草公園にして、舊寺內なり、南方は田原町、仲町、並木町（茶屋町と云ふも此なり）と云ひ、駒形堂に至るまでの一區は、即古の門前村、總して町家と爲れる者とす。又東方大川に沿ひ、材木町、花川戸町あり、汎稱花川戸(ハナカハド)と呼ぶ。是等の地は、永祿の北條家分限帳に、淺草寺家分四十貫九百文とある、其分內なるべし。

花川戸(ハナカハド)

廣小路の東にして、今其北を花川戸町、南を材木町と云ふ、昔花川戸の渡と云ふは材木町に在りしなり。砂子に「淺草竹町の渡を花方(ハナカタ)の渡と云ふ、花川戸は川端通の町也」とある竹町(タケチヤウ)は、木竹店のありしに由り、又花方に訛るも、本は端河津(ハナカハツ)の謂ならん。一書に業平渡と云ふは、本所業平町に對せし也、廣小路北側、花川戸町の辻に、石造の古燈籠ありしを、今は公園內へ移さる砂子云、淺草寺表門より大川端へ出る所、左に石燈籠あり、火袋に六地藏とも思しきもの彫たり、高六尺計、濱田政清寄進とつたふ。○江戸名所圖會云、石燈籠、花川戸町の入口に在り、此地を六地藏河岸と云ひ、昔奥州海道の馬次なりしとぞ、其頃は觀音の門前旅籠町にして、此六地藏石燈籠のあたり、馬駕籠の立場にてありしといへり、此故に今も毎年十二月十八日の市には、此邊淺草海苔を賣買する家ゝにて、近鄉より參詣する人ゝを止宿せしむるとぞ、傳へ云ふ、久安二年、源義朝當寺觀音へ參詣ありて、諸堂造營のとき、濱田兵衛正清奉納ありしといへり、竿石に銘あれども、文字剝落して鮮明ならず、唯「久安六月十一日兵衛」の九字のみ、今なほ現然たり、又云、昔源義朝當寺へ參詣ありて、堂塔を修營

し、彼坤の援を以て新に觀音の像を彫刻して納めらる、其像今内陣に安置す、臺座に奉行鎌田兵衛正清と書付てあり、坂東順禮記に、康治年中、義朝當寺觀音へ詣づることあり、而も此六地藏の石燈籠の銘に、久安二年丙寅とありて、鎌田兵衛の建立なりといへり、康治より久安まで僅に五年の間なれば、何れも政清命をうけて普請の事を司りし頃の事なるべし。

馬琴の燕石雜志に、花方とは花ある方にて、駒形とは駒ある方にや、共に渡船の名稱かと云へるは非なり、花形と云ふは端の方の義のみ、即端河津に同し。○燕石雜志云、並樹の櫻あるかたへ渡るといふ義をとりて、花方の渡と唱し如く、駒掛堂の方へ渡るといふ義をとりて、駒方の渡しと唱へし程に、やがてその堂を駒方堂とも唱たるにや。

專當坊址（センダウ）　今の材木町（ザイモク）にあたり、寛文圖に辨天坊、延寶圖に專頭坊、貞享圖に船頭坊に作る。此僧坊は淺草寺の本願開基の氏人にて、謂ゆる土師の末の裔孫たりしとぞ、專當の訛とす。元祿中に至り、此氏人の三坊、僧籍を離れ、其址も民家と爲る。○專堂坊、齋堂坊、常音坊の三家は、眞中知濱成、武成の遠裔、子孫連綿として相續したりと。思ひ出草に曰「專當の稱は、鎌倉鶴岡專當次第をもつて案ずるに、別當といふと違ひ、別に司る所なく、專らその社の事を司るの名なり、しかれば今の專當坊の義祇は、淺草寺の事をはからふこと、今の傳法院の如く、本寺に於ても尊敬せしと見えたり、何の頃よりか當の字を堂と作し、承仕といふ役をつとむることになりたるなり、又考ろに、齋頭は庫裏の事を司り、本尊の供物並に衆僧の宛行ひを本務とせしと見え、常音は法會を司り、常念佛の首座たりしと見えたり、いかにも此三家の、要帶にして千二百年を傳へしは、淸僧の及ぶべきにあらず、堂上は格段、我邦にて舊家は出雲の兩國造、八幡の善法寺など、指を屈するに過ぎず、往古は寺中三十餘院、多くは火宅僧にてありしが、次第に淸僧となりて、その子孫ほろびたれど、此三家のみ相續して、淺草寺の故實これによりて遺りたるは、火宅を出ざるも、また菩薩の御はからひにや、いと尊し、云々。○江戸圖解集覽に「專當坊長屋、淺草觀音門前にあり、此町屋の裏の隅に古碑一基あり、高さ三尺餘、文字消えて見えず、今少し殘りたる文字左の如し、

　艮忠如覺位　月・日　究竟妙覺　廿四日

又夢跡集に「檜隈の濱成武成の墓は、風雷神門の外、並木町東民家のうらにあり」と述べたり、かかる石碑を、濱成竹成に附會せるは、例の事ながら、中世の專當氏の物には相違なかるべし。

吾妻橋（アヅマ）　又東橋に作る、安永三年創架し、初め大川橋と云へり、長八十四間、竹町の渡船に代へらる。明治二十一年改造、鐵材を用ゐ構成す。

須田（スダ）のながれに、船とめて、土手（トテ）をみめぐり、醉醒まし、思ひをいふに、尾崎の、戀しき人を、待乳山、エッジレッツヽイ、竹屋と、聞くもうれしき、駒の内（俗曲）

　將從小梅、過吾妻橋畔有感、
青年此地曾遨遊、花下銀鞍月夜舟、白首孤囚何所見、
滿川風雨作羈愁、　　東　湖

　吾妻橋下春望
雨氣朝來催蝶喧、果然浩々一江渾、雲低木母寺邊影、
潮落吾妻橋下痕、歌舫不離芳草渡、酒旗多在落花村、
泛禽曾入在公句、猶有風情千古存、　　蓉　塘

淺草公園（アサクサ）　廣小路の北にして、觀音堂を中心とし、方五町許、舊寺内を修理せる者にして、千束町の一部も、當然公園内に數ふべきに似たり、面積約十萬坪。

江戸繁昌記云、都下香火之地、以淺草寺爲第一焉、肩摩轂擊、人之賽詣、未嘗絶于一刻間也、堂廡數楹、高數丈、奉安置一寸尊像焉、玉龕寶幢、金碧映射、莊嚴之美、固無論矣、其他堂殿、無慮數十、位置抱其背、面接堂連殿、娘誰開茶讌、娘何把弓場、並妖粧盛飾、術衒媚招客、觀音分身、亦復安置之於數所、演戲說經、吐火呑馬、諸凡售技者、率爲淵藪焉、此所總名謂奧山（オクヤマ）、傳云、大永二年九月、北條氏臣富永某、奉使于古河府、過淺草寺、會見青錢涌出於天女池中、此事甚奇、然猶不如、今奧山中每日所涌金錢、茶讌弓場、見之於此、見之於彼也。

（奧山）

奧山見世物の名稱、今も殘れど、昔は本堂の後、五區の地に於て興行し來りしを、明治十七年、公園改正の際、花屋舖を除くの外、悉皆六區に移轉す。六區は從前火除地、及び稻田なりしを、此時公園內へ編入す、六區の池も是歲に造らる、水面千坪許、擂鉢山は五區の內にて今に存れり。○凌雲閣、一に十二階の名あり、其十階迄は八角、煉瓦造にして、十一階十二階は木造とす、地盤の建坪三十七坪五合、高さ二百二十尺あり、明治二十三年落成、明治廿七年六月廿日、東京大地震の際、煉瓦に微小の龜裂を生じたるのみなれば、其堅牢以て證するに足るべし、爾後閣の內外共に帶鐵を卷きて固く締めたり。

仲店（ナカミセ）［東京名所圖會］　廣小路雷門址より仁王門に至る間を云ふ（近年此を馬道一丁目二丁目と爲すは、古意にも背き、地勢にも合はず）左右の店肆、皆參詣往來の客のために雜貨を賣る。此を又二十軒茶屋と云へるは、もと僧坊の中に、二十戸許の賣茶店の介在するに起ろ、並木、馬道の茶屋と相異なり。寛文圖によれば、此一路は西谷と名つけ、知樂院（傳法院の舊名）梅園院等の十二僧坊を置かれたり、近年其僧坊も、多く地を割きて他に讓與せるを以て、殆

樹會を見ず。()二十軒茶屋は歌仙茶屋ともいへり、昔は此所の茶店にて御福の茶まいれとて、參詣の人を呼びけるとぞ、其茶の數二十餘軒ある故に、俗に之を二十軒茶屋と呼べり、現今之を仲店と云ふ。〔江戸名所圖會〕雷門は淺草寺の表門にして、門の左右に風神雷神の像ありしに因る、慶應元年燒失後再建せず、雷門を紫一本には鳴神門と號す、何時代の創置にや。

傳法心院（デンボフシンヰン）

淺草寺の寺務職にて、近世は東叡山寛永寺に屬し、寺領五百石、紅葉山別當領二百石を賜りしが、今に府下天台宗の宗務所を兼ぬ、俗に心字を省き、傳法院と呼ぶ。

傳法院は初め知樂院（チラク）と號し、德川氏開府の初め清僧二十一坊、衆徒十二坊を總べ、山内を安堵して寺領を賜り、元和四年、東照權現宮を寺内に置き、府下の士民參詣の所とせられしが、城内紅葉山の新廟成るに及び、神位を移す。寛永十九年火災、知樂院の故廟燒失、復營造せず。元祿中、故ありて知樂院の寺務職を停め、東叡山より兼帶せしめられ、遂に彼山内の傳法心院の名跡を此に移し、更新せしめらる。或は云ふ、舊記を按ずるに「元和九年七月、就將軍宣下、先師忠尊被召連於京都、院家に被仰付、觀音院を改め、智樂院と稱號仰付候、然るに智樂院、貞享二乙丑年、淺草筋の火共を捕へ、淺草川へ沈めにかけ候義に付退院、觀音別當、并に紅葉山御役被召上之、淺草の寺中共に、日光御門跡兼帶に被仰付、元祿三寅年年、上野役者傳法院を、淺草智樂院跡別當被仰付之」とあり、されば生類憐みの法度に觸れしなり。今院中の林泉に、淺草寺の古鐘を安置す、

一話一言に「淺草寺鐘、至德四年鑄之、至德四年者乃嘉慶元年也、有銘文、書體頗古色靄蒼、亦可愛焉、按羅山先生神社考、寺永和四年罹災、嘉慶元年、定濟上人、自爲化緣疏、廣請檀越、應永初年竣其功、堂塔宮觀復舊云、今按、海譽乃定濟上人之名也、上人淨家弘道之法師、時住於淺草寺、由此考之、淺草寺、中古屬淨土宗也、隸於天台山者、寛永以後之例也」云々と、龜田鵬齋の考按を載す。

辨天山（ベンテン）

山門の前、右の方に小丘あり、今鐘樓を置く、弁天山と稱し、一に大佛山と稱す、紫一本に「山門の東の方に大佛を安置し奉らむと築たる山あり」といへるは是也。昔池水四邊を周り、山は即島なりき、山上に一宇あり、之を錢瓶辨天社と稱す、一に老女辨天と稱す。

花の雲鐘は上野か淺草か、　芭　蕉

相州兵亂記云、大永二年九月、小田原北條家より、古河の御所へ御使あり、御使者は富永三郎左衛門尉とぞ聞えし、其歸りに、富永武藏の淺草へ參詣しけるに、其日觀音の縁日にて、十八日の事なるに、常より人々群聚す、殊更不思議なる事あり、辨天の堂の邊より錢涌出る、寺僧ども制しけれども、參詣の人之を不用、多く此錢なとる、富永もきいの思を成し、歸參して後、其事を言上す、氏綱を初め奉り、諸人不思議と云ふ處に、運乘院夜參けれは、家老面々此由を語り玉へば、法印語り申けるは、彼淺草寺者、仁王卅四代、推古天皇の御時、定居二戊子年建立也、本尊は聖觀音、關東最初の伽藍、靈驗無双の處なり、種々の不思議の事、舊記に載る所、不可勝計、彼本尊生身の薩埵にて、水中より浮出させ玉ふ、就中錢財では觀音の御分身、北條家の守護神、御紋は斯れ大蛇の鱗とかや、御當家には吉更御崇敬最也と、委く言說す」

錢塚辨天社は、今則に本堂の西方、淺島（アハシマ）神社の側にあり、此地に元和寛永中、東照宮ありき、江戸名所圖會に、是も錢瓶辨天社と一體の神ならむとあり。又寛文延寶の北の地圖に考るに、辨天山は山門の前、左の方に在り、〔今の地主稲荷祠の地歟〕、右の方の大佛山と相對したり。

淺草寺（センサウ）

今公園の中區にあたり、觀音堂、仁王門、五重塔、輪藏、三社、念佛堂等存す、傳法院以下の寺中僧舍は、仁王門外に在り。本堂は元祿五年の建造に係る、樓門大塔も其際の再修なるべし。

本堂は南に面し、十八間四面、三手先作り、瓦葺朱塗にして、輪堂椽、四方七間、椽側一間、柱は皆合抱に餘り、床の高さ七尺餘、階段を踏て四面より登るべし。正面左右の柱に大聯を揭く、實相非莊嚴金碧裝成安樂刹、眞身絕長衆寶嚴出補陀山といひ、建坪四百五十六坪とぞ。この寺江戸開府以來、男女群詣、朝影衣香つねに堂舍の內外に偏布すれど、そのかみにはさすがに東國の靈場武州の名邑なりしと云ふも、猶邊鄙の一境たるを免れず。當時寺中閑寂の狀況は、一ツ家の物語あるにても之を證徵するを得べし。降りて天正慶長の頃に至りても、猶寂寥たるを免れず、惺窩先生の記に「漸入此堺、則四顧閒爾、不聽群籟、老屋蕭條、露映竹林蓬蒿之間、而塔半傾垣漸頹」といふ。元和寛永頃より稍盛りなりしと見え、丙辰紀行には、男女の群集すること、京の清水よりも多く見ゆると記せり。〔一落穗集追加云、淺草東照宮の跡は、觀音堂左の方、淡島明神の邊、竹藪まで皆宮跡なり、惣廻り堀ありて、門前に掛り候石の御橋は、只今以て相殘居候、又宮附の護摩堂は、今不動堂に用候か、其の御紋など相見え候」

角田川も見えわたるに、森のやうなる梢あり、とへば關東頓瞻觀音淺草と云所となん、立よりて結緣すべしなどいへば、〔天文十三年東國紀行〕

伏ならぬ木末の花もあさくさの露ながれそふ角田川かな、　宗　牧

江戸名所圖會云、淺草寺、山門の內右の方に五層塔あり、內に五智如來を安置す、轉輪藏巍然たり、古鐘は、日本

國武州、豐島郡千束鄕、金龍山淺草寺洪鐘、正德二年、丁卯五月、大勸進僧都淨譽、小勸進大和國道高」云々と銘せり、本堂井の傍に地藏碑あり、世に長石地藏と云ふ、其形狀上に地藏薩埵の種字を鐫り、中段に立像の地藏尊を刻す、側に沙門之を敬禮する躰相あり、又下の方に花瓶に蓮花を挿み、其左右に文字三十九字を鐫す、其文に曰く、

有志者、四殊由三昧沙彌西佛、先妻女并男女二子、爲一殊四彌、西佛現當二世諸願圓滿、西佛敬白、

按に西佛と稱ふる者三人ありて、是非を知らず、其一は法然上人の弟子に、頓宮内藤五郎兵衛盛政入道西佛、又其二は海野幸親の男、藏人通廣、世に太夫坊覺明と云ふ是れなり、親鸞上人の弟子となりて西佛と號す、又其三に、東鑑建長五年八月、下總國下河邊の庄の堤を築き固むべき由沙汰ありて、奉行人を定めらるゝと云へる條下に、鎌田三郎入道西佛と云へる名を擧げたり、此の如く同名三人まであれば、何れを是とすべきや、碑面に年代詳ならざれば定めがたし、又本堂内に名高き繪額多し、中にも繪馬の事は、擧白集あづまの道の記に、

淺草の觀音とて國ゆすりてもてなす佛おはす、口にまかせて、

いかなれや野邊にかり飼ふ淺草のくはむなむまのはみのこしつる、

又内匠組行にも、馬を大士の化身なりとあり、寬永年中觀音堂回祿の時も、幸にして此額はとり出されたり。○淺草寺緣起云、(慶安中繕寫六卷本)右當寺は、是觀音の靈像垂跡の道場なり、むかし武藏國宮戸川の邊に、兄弟の漁父有、名付て檜熊の濱成、竹成といふ、すなはち磯邊に出て、浦曲にさすらひ、世を渡るよすがとなんしけり、人王三十四代、推古天皇、三十六戊子年、三月十八日癸丑、碧落に雲斂て、滄溟に風靜なる朝、江戸浦にして釣をたれ、網を引業をなしけるに、覺えず觀音の像のみ網にかゝり給ひて、いと更に遊魚の類は釣をも沉めざりけり、爰に纜のたく繩くり返し、又異浦に浦傳ふといへども、七浦の浦每にさながら同じさまなる佛像のみかゝり給へり。又云、人王卅七代、孝德天皇御宇、勝海上人と云聖ありけり、大化元年に、東行の次に、此靈場に參籠して、薰修をつみ練行をかさぬるのみにあらず、破壞の蓮宮を修造したり、人王六十一代、朱雀院の御時、安房守平公雅朝臣と云人有けり、天慶五年壬寅、千里の東路を出て、九重の花の都へ思ひたちけるに、宮戸川の邊、來子の林の下、淺草寺に詣で、祈願していはく、當國の太守と成て、此寺に勝因を添んと思ふ、必感應を垂給へと、祈念等閑ならずして、重れて東關の駕に鎭ち、武藏野の露に紫の裾を染めたり、是に依て五間四面の金場を營み、三重四角の寶塔をかざり、鐘樓、經藏、二階樓門、法花、常行、六所の社壇、甍をならべて簷をつられ、都て丹青を盡していろどり、金玉を交へてちりばめり、云々。○東鑑、建長三年、武藏國淺草寺、如牛者忽然出現、奔走寺中、時寺僧五十口許、食堂之間集會也、見件怪異、二十四人立所受病痾、起居進退不成、居風、云々、七人卽半死、云々。江戸名所圖會云、相州小田原の城主、北條氏綱、當國を領しければ、破壞の諸堂再興ありて、大伽藍と爲し、(天文八年己亥、當時奉加帳に、島津長德軒、大道寺盛昌　松田盛秀等の名を注し加ふ、是本文の意に合せり、又知足軒友山翁の說に、元和年中迄の棟札に、武州河越城主大道寺駿河守是を奉行すとありきと、云々)中善上人を以て別當職とす。(中善上人は北條の幕下、江戸城主遠山丹波守の末子なり)管窺武鑑云、安房の里見刑部大輔義堯、威武强勢にして、上總下總を切取、武藏相摸の内も少々踏手也、武州淺草の觀音堂は、義堯公の再興也。

就屋形出陣、可有精誠祈禱、仍武州稻毛庄暢兒鄕、山王參錢事、淺草輪藏堂江、我等致申沙汰、永代御寄進候也、然者於以後、侍雜中、時之代官以下、猥儀或不可有邪僞、彼輪藏堂停止諸役畢、貽哉末御出陣之御祈禱簡要候、仍證狀如件、文明九年丁酉五月十四日、如意藏主禪師、式部尉治家、隼人佐常秀」(圓覺寺塔頭佛日庵文書)

淺草神社（アサクサ）

淺草寺境内卽位に在りて、三社明神と稱す、隨身門とて、寺の東方なる門は、此社のものなるべきが、今二天門と改む。

屋代弘賢淺草三社考云、淺草寺緣起に「むかし武藏國宮戸河の邊に、兄弟の漁父あり、名付て檜熊の濱成、竹成といふ、云々、舊居のすみ家をあらためて、新構の寺とす、彼時の土師の眞中知濱成、竹成は今の三所權現是也」云々、此緣起は應永年中にかきしを、殘缺して後、慶安に再興せるよし、其元年初秋專堂坊の跋あり、檜熊は氏也、姓氏錄に見ゆ、眞中知は土師の眞若直の誤寫にや、田十師宿禰、土師連は姓氏錄にみゆれど、直はみえざるにや、惺窩文集「淺草寺、遠在推古天皇統御之日、營此浦有漁者、曰濱成、曰竹成、二漁一時下網捕魚、云々、今掌寺事者、赤堂、僧頭、是彼二漁之裔也」、上文に「野宿索綱、以補茸祠堂之罅漏、予就渠讀口碑曰」云々とみえたれば、惺窩の頃までも、漁者は二人と云傳へたるを、道春先生神社考より、三人と記されしは誤なり、其文に「宮戸河邊兄弟三人、曰檜熊、曰濱成、曰竹成、一說曰、三人者土師氏也、曰眞中知、曰濱成、曰竹成、三子卒後、子孫建三社、爲三神、今之三所護法是也」云々、按するに、土師の眞中知は初て堂をいとなみし人なるべく、觀音を感得せし檜熊の濱成、竹成と堂をいとなみし土師の眞中知と、三人の靈を祀りて、三社權現とせしこと緣起證すべし、或人曰、今三社の中尊は、東照宮東帶

の御木像なりと、この説おじがたし　落穂集追加にも、東照宮の事は、御神體と先達て紅葉山　御遷入とみえたれば、今三社におはします御像は、寺僧のわたくしに作り奉りしにても有べきにや。

馬道（ウマミチ）　觀音堂の東、隨身門の外の南北の一巷を云ふ。昔本寺の塔中、妙音院、自證院など二十僧坊の散在せる地にて、其南を東谷と云ひ、北を西塔（サイタフ）と云へり。東谷は今の四丁目六丁目にあたり、花川戸町の西に隣る、西塔は北谷とも云ひ、今の七丁目八丁目にあたり、待乳山猿若町の西に接す。

馬道とは、特に馬を馳せし徑路に名つけしにや、或は疑ふ、馬牧（ウママキ）の通路にして、謂ゆる檜前の馬牧に因れるにやと。其牧地は今何所と推定し難きも、觀音縁起に、檜前氏の人々の此里に居りしことを云へば、彼馬牧と云ふも、此淺草に在りしこと、殆斷言すべし。又往昔淺草寺に馬埒あり、僧徒も兵馬の事に習ひ、其遺風は徳川氏の初世まで殘れるは、亦前説の一補に供すべし。或人の説に、明暦以後、元祿の比に吉原往來の客が、土手馬にて此を過ぎけるに因ると云へるは、信け難し。天正十八年日記、既に馬道の名を載せたり。○府内備考云、淺草寺馬場は、聖俗僧正が馬場と呼ぶ、白石紳書曰、昔は淺草寺の僧徒、武藝を習ひ馬にのりしゆゑ、馬場もあるなり、御本御門　其後御斷りすみて、出入自由にて、御軍法のある寺なりしが、崇廟の御代、東叡山の末寺となりて、彼山より寺を持こととなり、むかしの故實をしれる人もなし」と。淺草寺志云、奥山の北閣外に馬場あり、東は馬道町より入る、東西長百貳拾間。○天正十八年日記云、常陸衆、淺草寺の寮舎にむふん、常陸衆より道へほし飯を三し遣候事　無、と申さる、馬の口も寺内也、寺内へ乘入候こといかがと　双方言分となる、下谷の寺家衆あつかひ、　道と云ひ、觀音にまゐり、ときに谷に惣門馬門とならびこあり、是は寺の衆の物を運ぶたらの道也、外の馬の通る道にはなし、參詣の馬は門の外にておりる事也　常陸衆は不案内の事也、云々。（常陸衆とは、奉行青山常陸介の家人を云へり）

淺草も雪に遠馬の声かな、　　失名

近世奇跡考云、今淺草寺境内に、馬道と云ふ名の殘れるは、三谷（サヤ）馬の道路なるゆゑなり、

朝嵐馬の目でゆく頭巾哉、　　其角

土手の馬くわんをむげに茶つみ哉、　　同

右の句に、土手馬といへるも、三谷の事なり、今日本堤に立て、帰か〳〵とよばふ船人を、土手馬といひ、嫖客につきて、提燈とりに行く目畑の者を、附馬と云ふも、むかしの遺言なり、又すべてむかし三谷通ひの若人等は、白馬　白鞘の刀、白革の袴、白くくりの袖べりなど、すべて白きを以て風流の事とす、明暦の頃の小歌に「春の日の、いとゆふかけて、柳たなるは、たれ〳〵ぞ、しろき馬にめしたるとのごよ」とうたひけるよし「白馬騎る行、京華指掛鞭」と云唐詩の句をやはらげたる歌なるべし。

(檜前馬牧址)

姥池址（ウバイケ）　今馬道六丁目の人家の間にあたり、近年まで僅に小泓を遺せしが、埋めて後は唯傳説のみとなりぬ。本寺縁起並びに回國雜記、江戸名所記、江戸雀等に、此を石枕のひとつ屋の姥の遺跡と説く。アカン堂址、一之權現も此邊なる願松院に在りしが、近年退轉したり。江戸名所圖會云、淺草寺本尊縁起に、推古天皇の御宇、土師臣中知といへる人、故ありて此地に流浪し、家臣檜熊濱成、武成と云二人の兄弟附添て、主從三人恒に漁獵を業として、此に月日を送れり、舊日本後紀に、檜前（ヒノクマ）舍人（トネリ）直（アタヘ）由加摩呂（ユカマロ）武藏國加美郡の人にして、土師氏と祖を同うするとあり、又延喜式、兵部省諸國馬牛の牧の中にも、武藏國檜前（ヒノクマ）馬牧とあり、是等によるときは、濱成、武成も此國の人ならんか、主從其頃淺草川に網して、觀音大士の靈像を感得せし當時は、此地の草莽に集りて葉（アカガ）を以て堂を造し、其内に彼の觀音を安置せりと云ひ傳ふ、其舊跡は今の東谷一之權現の地なり、草葺は後神に奉して十社權現といつきまつれり、また此ほとり明王（妙音）院の庭中に小き池あり、是を姥ヶ池と號す、又當寺の什寶にも石の枕あり、傳説は文明年中の道興准后回國雜記に出でたるものなり、五元集に

石の枕に酢やありける今の茶屋、　　其角

砂子云、淺草東中谷の妙音院姥が池に、辨天を祭る、古物語に、野中のひとつやの老婆、石枕にて旅人の頭砕かんと謀り、誤りて我娘を殺し、之を哀み、此池に沈むで死す、其靈大蛇と爲りて、龍王の化身たることを示すと云へり、今にはやり病の時、此龍王に祈り、竹の筒に甘酒を入れ、木の枝にかけて、池水に浮ぶれば、願成就すとつたふ、白河院の御製に、

武藏には霞が關やひとつやの石の枕や野寺ありてふ。

（此一首關八州古戰錄に出づ）

道興准后回國雜記云、淺草、此里のほとりに、石枕といへる不思議なる石有り、そのゆゑを尋ければ、中ごろのことにやありけん、なまさぶらひ侍り、娘を一人もち侍りき、容色大かたよの常なりけり、かの父母、娘を遊女にしたて、道行人に出むかひ、かの石のほとりに誘ひて、定の風情なことゝし侍りけり、兼てよりあひ圖のことなれば、折を計らひて、かの父母枕の邊に立よりて、友ねしたりける男の頭を打碎きて、衣裝以下の物を取て、一生を送り侍りき、さる程に、かの娘つや〳〵思ひけるやう、あなあさましや、幾何もなき世の中に、かゝるふしぎの業をして、父母諸共に悪道に墮して、永劫沈淪せんこと、悔ても餘なし、所詮われ父母を出しぬきて見むとおもひ、あるとき道ゆく人ありと告て、男のご

とくに出たちて、かの石に臥けり、父母例の如くに心得て、頭をうちくだき、よく／＼見れば我娘なり、夫よりかの父母發心して、度々の惡業をも慚愧懺悔して、今のむすめの菩提をも、深くとぶらひ侍りけると、語傳へけるよし、古老の人申ければ、

つみとがのつくる世もなき石枕さこそはおもきおもひなるらん。

千束(センゾク)

淺草寺の西北を云ふ、入谷、金杉（龍泉寺）の地に連なる郊野にして、明暦中、此に新吉原を置かれしより、或は吉原田甫(ヨシハラタンボ)と稱したり。幕府の時已に寺家兵家の散在を見しかど、猶千束村と呼べり。近年收めて市內へ入れ、新谷町、光月町、象潟町、千束町一丁目乃至三丁目の分書あれど、民宅未充實せず。○千束は淺草寺正德四年の古鐘銘に、豐島郡千束郷淺草寺と云へば、中世彼寺領の田庄に名つけし者にして、千僧供の轉か、或は千束分の稻田を寺領とせるに起ると解すべき歟。之を要するに散在寺領の分內を云へる者とす、小田原分限帳によれば、江戶千束郷は金杉石濱をも總べたり。千束池は天正日記に見え、金杉、入谷などの下水の渟滀せるものと想はる、然るに今日其池址と傳ふる者なし。蓋千束、金杉、入谷の間の低地、霖雨には行潦之に集まりて池澤は成せるにて、今の龍泉寺より北寺町（淺草）に至る新堀川の濫觴を以て、其古跡と論定すべき歟。

新風土記云、小田原役帳に「島津彌七郎二十七貫、江戶千束之內近藤分」飯倉彈正忠十一貫文、千束內金杉分」太田大膳亮衆六貫六百文、千束石濱惣領分」同衆二十九貫文、千束南原」太田新六郎六貫文、千束內江戶分」十六貫文、千束內阿佐谷分」江戶番匠四貫二百九十文、千束內朝倉分」など載たり、金杉は今も村名に存し、石濱は淺草橋場の古名なれば、當時此等の地此郷に屬せしこと知らる、其後郷名絕して村名となりしにや、寛文五年淺草寺領御朱印のうちに、豐島郡千束村五百石と見ゆ、此寺領後年許多町地となりて、今殘るものは山之宿、及び花川戶村木町等に屬する在方分の地、高台三百十石は、今も小名內千束と云ひ、其他は淺草寺の裏にあり、又飛地にて日本堤外、橋場町、今戶町、三之輪町、山谷町等の在方分入會へる邊を、すべて外千束と云ひ、又下谷龍泉寺町に千束稻荷と號する社あり、此社當時郷中の鎭坐なれば、かく唱るならん、又金杉村にも千束分と云ふ小名あり、されば千束郷の地は當時廣くして、今の淺草、下谷の二所に跨りしと知らる。

千束の東北、舊六郷氏の邸は、今民巷と爲り、象潟(キサカタ)町と改む、（六郷氏は出羽國由利郡本庄の藩主にて、其封內に象潟の名勝ありき、故に名づく）寛文圖にも、此邸及び其北隣なる織田邸、及び富士明神祠あり。又六郷邸の南に醫師板坂卜齋の宅ありて、謂ゆる淺草文庫も此なりしこと知られたり。又寛文以下、延寶の圖には、淺草寺の裏門を四足門と云ひ、即此邊にありしを知るも、享保中に至りては、馬場を設けられ、四足門廢す。又象潟町の西に近年まで非人溜(ヒニン)あり（淺草寺より、田間を經て、日本堤、編笠茶屋に至る路邊）俚俗淺草溜とよべり。此溜の北、新吉原郭に附きて、非人小屋あり、幕政の時、府內の非人及び無宿無告の徒、乞食(コジキ)、又は罪囚を拘治せし巷なり、總じて非人村、乞食村と呼べり。

（非人村）

車善七手下の非人小屋は、淺草溜の北、新吉原續きに在り、車善七の先祖は、佐竹家の家老にて、才波と云ひしが、故ありて德川家康公を覘ひ、形を變じて江戶に來り、其隣隷を乞食のうちへ入置きたるが、事顯はれたるに、廣大不思議の神慮にて、赦免ありて乞食の頭となりたると申傳ふ。「徂徠政談、府內備考」○府內備考云、淺草溜の濫觴は、貞享四年、北條安房守より目上權兵衛、はだかり安兵衛と云ふ二人の惡黨、非人頭車善七へ預け、同年五月廿日、甲斐庄飛驒守より、いせ五郎兵衛と云ふ罪人を預け給へるより起る、此時は全く非人小屋中に入置しが、其後次第に預人多く、元祿十三年より畑地にて武拾四間に四拾五間の地所を賜はり、一之溜、二之溜と二棟の長屋を建しもの、卽溜の始なり、書案中に日く「溜と申候者、長屋作りに仕、惣板敷に而、疊を敷、竈も有之、夜中者有明も、所々に有之、晝夜共煮焚いたし、湯茶たばこ藥迄も、給申度時分、心儘に被下、第一牢屋と違ひ、格子・垂にて、晴／＼といたし、吹ぬき候に付、惡敷香曾而無御座候而、奇麗に御座候、其上闕之內、足へも罷出候間、牢內とは格別、囚人之爲にはよく、病人杯養生に者、溜之方至極宜候旨、囚徒共申之候、享保七年に至り、囚人共非人溜へ遣し申間敷旨、被仰渡候、併無宿行倒病人は、遣し候はて不叶もの候間、只今迄之通、預け可申候、云々。」

（待乳山）（金龍山）

眞土山(マツチ)

又待乳(マツチ)山に作る、淺草寺の東北五町許、山谷(サンヤ)川の大川に會する邊に在り。一堆の丘陵にして、宛然古代の墳山に似たり、而も淺草觀音の靈驗に托し、大地涌出、金龍來栖(キンリユウ)の緣起を談ず。（淺草寺六巻の古緣起には、眞土山の事見えず、後世の附會なるべし）聖天宮あり、今山邊を聖天町、猿若町、山之宿町、瓦町、山川町等に分ち、人家密稠す。（此山を石濱城址なりとも說く、石濱の條を見よ）

夜下墨水　　南郭

金龍山畔江月浮、江揺月湧金龍流、扁舟不住天如水、兩岸秋風下二州、

夕暮　　本調子

夕暮れに、ながめ見飽かぬ、隅田川、月に風情は、待乳山、帆掛た舟が、見ゆるぞい、あれ鳥が啼く、鳥の名も、都に名所があるわいな。

地學雜志云、眞土山は、俗論に入力にて眞土に築造せるかの如く言へるは、山の名稱にのみ拘泥せし附會の説なり、此山海面上凡七メートルの高さあり、山の上より下までの地質は、砂利層より成りて、時に或は層中自然に成りし斷層線の跡をなす、唯他の洪積層と縁を斷ち、平衍の地に獨り峙し、所謂陸地の孤島をなすも、元來は洪積層より成れる上野臺と連續せしものたるべく、而も水流の作用に由て其間を削り去られ、斯くは現今の地勢を呈するに至りしものか。○江戸名所圖會云、待乳山は今戸橋の南詰に在り、昔本所の邊汐海面なりし頃は、當山を湊より入津の船の目當にしけるとぞ、按するに、今もこのあたりを山の宿と字し、新鳥越の地を山谷と云ふも、昔此山に因める名なりと知らる、押陵谷の號は、既に古人も論する所にして、山川の形勢も年載を經れば同しからぬよしいへり、また或人の説に、今の日本堤を築き立つるとき、此の眞土山の邊の土を掘り取りて築立けるといへにべれば、この岡古は猶彌高かりしなるへし、今は形ばかりの丘陵なれど、東の方を眺望すれは、墨田河の流は長堤に傍て滔々たり、近くは葛飾の村落、遠くは國府臺の翠巒一望に入る、風色尤も幽趣あり、○砂子云、淺草の待乳山は、新勅撰に入りける辨基法師の歌、

　まつち山夕越來ればいほさきの隅田川原に獨かもねん

とよめる舊跡とかや、今待乳山と題する碑あり、戸田茂光入道茂睡とて、寛文の頃の歌よみの立てし也、其歌に

　哀れとは夕越て行人も見よまつちの山に殘す言の葉

按に、眞土山は万葉に見ゆる名所にて、紀伊國に在り、或は駿河にも說けり、然れども紀伊なるを本とし、同名の地の駿河にも、武藏にもあるにつけて、後世紛紜の説あるのみ」

同國雜記に「當所の寺は、淺草寺と云へる、十一面觀音にて侍り、たぐひなき靈佛にてましましけるとなん、參詣の道すがら、名所ども多かりける中に、まつち山と云所にて、いかで我たのめもおかぬあいまちのまつちの山にけふはきぬらん、しぐれてもつひにもみぢぬまつち山落葉を時とこがらしぞ吹」とあれば、上古のことは姑くおきて、中古より武藏の隅田川にも、まつち山と云傳ふる所有し事しるべし。〔新風土記〕

望海毎談云、石濱城の跡、今の金龍山にて、聖天の宮所なり、惣して此邊りを石濱と云は、其所淺草川の岸にして、おしなべて小石の所なり、是を淺草砂利と言て世に用ゆ、然るに此山の上砂利なき故、眞土山と呼べり、此眞土山の下の流、淺草川と惣名に呼び、是より五六町上の方を隅田川と唱ふ、武藏豐島郡長江庄橋場村と、下總の葛飾郡下河邊の庄の間を、北より南に流る

山之宿（ヤマノシユク）　待乳山の南、花川戸に至る間を云ふ、山之宿の北、今戸橋に至る間を瓦町と云ふも、元山之宿の中とす、古圖に瓦町の名なし。

山之宿とは待乳山に因れる名にして、宿とは古俗驛亭にも、田屋にも共通す、眞享圖に、山之宿より聖天町へ曲折する角に、一里塚を記し、奥州路千住へ向へる標示たりしことを見る、一里塚より山谷橋に至るを聖天町とす、○山之宿に、慶曆四年の銘ある板碑あり、事、諸書に載す、其碑は天保年中、猿若町を拓く時、何所へ取去られしにや、爾後見えずと云ふ。○寛文二年梓行、江戸名所記云、むかし金龍を掘出しける所を、金龍山といへり、聖天の御社あり、大なる松山なり、いにしへここをまつち山といひし、これ武藏の國の名所なり、山の上にの宮りぬれば、東の方に淺草川、牛島森田見ゆ、西の方は大道なり。

聖天堂（シヤウデンダウ）　古圖に聖天社、又聖天宮と云し、良宮ありて、形狀特にいしきも、別當本龍院之を掌り、淺草寺に屬す。

按に、聖天灌油の修法は、我邦中世以來、公武貴賤の渴仰せる一秘密なるが、畢竟するに淫祠に屬す。其説に曰く、大聖歡喜雙身天王は、和光利物の表示、隨類應現の殊相、陰陽二道の根元なり、萬像これより生長して、金胎兩部の教主たり、諸佛もこれより降誕したり、男天は是れ大自在天の所反、大日如來最後方便の身にして、女天は是れ觀自在尊の變化、三十三身究竟妙相の容とぞ、云々。されば近時の比較談には、之を生殖器崇拜なりと説明す。

慶長見聞集云、武藏野の待乳の山の人ならば都のつとにいざこととはましを」といへる、昔人こそやさしけれ、爰に宗齋と云人、是を聞て、われ江戸に年久敷住けれども、此あたりにまつち山とて、都迄も音に聞えし山有るべしとも覺えず、不審に思ひ、是を人に尋ぬれば、淺草の里はなれに、ちいさき塚あり、是ぞ待乳山となしふる、是にせうでん塚とて、むかしより塚の上に小社有、塚本に小寺有しが、近年は絶てなし、是は都人も、聞て千金見て一毛とかや、失ひ給はん事いはづかしきことと云、かたへなる人、是を聞て、抑淺草寺の觀世音、昔日當所の海中より出現し給ふ前に、此山一夜の内に涌出す、諸天龍の舞下とかや、是を金龍山と名付、金龍山の實名を歌にやはらげて、待乳山と詠せり、云々。○文化元年、金龍山、大聖歡喜天碑文云、土人傳云、昔聞此山自地軸涌出焉、金色神龍自虛空降住焉、山與龍長留于此地、鎮護大士靈像、名山名取於斯、名曰眞土山、又曰待乳山、（中略）然此山之所以可貴者、豈在于斯乎、抑其所以可貴而傳者、以有大聖歡喜大自在天在焉也、謹起曰、大士出現後九年、始垂跡於此山、出拔苦與樂大神力、後天安元年、慈覺大師留錫於此山、用毘那夜迦二字見之、浄油灌天像、示修來地秘密供養法、擇歡喜十六德也、陰陽和合之根元、諸物之父母、使呪經說之云々。

猿若町（サルワカ） 聖天町の西、馬道（ウマミチ）に至る間を云ふ、天保の水野氏革政の時、此に市内の芝居小屋を移され、六軍の常舞臺を公許せらる、即合名して猿若町と云へり。明治維新後、四年の北に在り、市制解け、芝居小屋皆地を掃ひ退轉す。

古圖によれば、此は小出家の邸他とす、天保十三年、市巷を拓き猿若町と云ひ、芝居者猿若の徒に附與せらる。○慶長そろ物語云、猿若、色々の物まねすることそなかしけれ、はうさい念佛、猿まはし、酒に醉在鄕の百姓、かたことといひていくちなき風情、ありとあらゆる物まね、扨もよく似たる物かな、

日本堤（ニホンツヽミ） 待乳山、聖天町の北端より、西北へ直線凡十五町、三之輪町（下谷區内）に至る。堤の外（ドテ）線には根岸川の末なる山谷（サンヤ）川流れ、山谷橋より下には、大江の支濤の形狀あるを以て、山谷堀の名あり。此堤と待乳山の連接する邊を、砂利場と呼び、築堤の時の土石は、山の西北を削り取れる者と傳ふ、地形を觀察するに、實に然るがごとし。

（衣紋坂）

江戶名所圖會云、日本堤とは荒川・隅田川の上流に由れる名なり、この大堤なり、聖天町より三之輪町に至る、此大堤の半にして、西（南に堤内）へ降るを衣紋（エモン）坂と云ひ、新吉原に入る道なり、昔より南聖天町まで、長三百四十間、馬踏、及び新吉原附のなだれとも、彼町にて修理す、東の方今戶の田畑に傍しなだれは、今戶町の持なり、今衣紋坂より北の方三之輪町に至るまで、長二百四十間、馬踏兩なだれともに、御普請所にて、同町にて預れり、馬踏四間高一丈、紫一本に「是は日本國の諸大名集りて、築給ふ、江戶水除の土手なれば、かく名付し」と、洞房語園に「元和六年、台命ありて、在府の諸侯家々の旗幟を建て、前後六十餘日にて成就したれば名付」と、里談には、六十六日にて築終りし故、此名ありと、是等の數說孰れか是なるを知らず、正保年中の江戶圖、日本堤の名見ゆれば、其前に築しは論なし、堤下の小渠、山谷堀の上流に架する石橋を、紙洗橋と云ひ長六尺、古へすき返紙を橋邊にて製せしゆゑ此名有りと。（今髮洗と云ふは山谷橋の上四町許にあり）○京傳奇跡考云、土手（ドテ）の西方寺の道哲、在俗の時、三浦屋の高尾が仏夫なりと云は妄說也、吉原のうつらざる以前より住みし道心者なり、高尾の墓碑面に地藏をほる、上に紅葉の紋あり、右に轉譽妙身信女、萬治三庚子年十二月廿五日、左に「寒風にもろくもくつる紅葉哉」とあり。

江月江花一樣新、嬌歌夜々大堤濱、青枝桃葉江南遠、何似君家江北春、 踏歌詞 南 郭

日本堤の内、聖天町と衣紋坂との間を、今田（タ）町、東町と呼ぶ、田町は貞享圖にいまだ見えず、いつの頃よりか田を埋め宅と爲し、袖摺稻荷祠あり。田町の西偏を編笠茶屋とも呼ぶ、編笠茶屋の西なる東町は、近年の新地にして、即衣紋坂五十間町の東とす。

揚屋出て大門を出て今朝の秋、 失 名

新吉原（シンヨシハラ） 日本堤の内、田間に開きたる一郭にして、娼館妓樓を置くが故に、特に僻地を擇みて、市巷と隔離せしなり。初め日本橋の東に在りて、吉原と唱へしが、明曆二年此に移轉し、即新吉原と云ふ。而も世俗に仍り吉原（ヨシハラ）を以て呼べり、或は仲（ナカ）と呼ぶ、一郭の内仲之町を以て眼目とすれば也。日本堤より降る小坂、衣紋坂、五十間茶屋町を長口とし、大門を設け、江戶町一丁目二丁目、（舊伏見町を合す）揚屋町、角（スミ）町、京町一丁目二丁目の六坊に區分す。

（吉原）（仲之町）

滿蹊桃李花如海、一隊金釵人似仙、柳巷鮮風容婀娜、華街迎月影嬋娟、三千紅袖長春國、十二銀臺不夜天、錦帳彩雲猶未滅、五更齊沸玉箏絃、 鷗 齋

月暗長堤一路遙、竹輿桐履換華蠙、女閭門内明如畫、金屋粧成千阿嬌、 如 亭

砂子云、御府内に昔は定りたる遊女町なし、慶長十年の頃、小田原の庄司甚右衛門、御願申上、元和三年、傾城町一箇所に被仰付、堺町の邊に二町四方の地を被下、此處は葭茅の沼なれば、葭原とあるべきを、吉に書替たり、五町全く建揃ひたるは、寬永三年とぞ、明曆二年に、所替被仰附、此處は龍泉寺村と云ひしなり、江戶繁華に隨ひ、傾城市中に在ては如何とて、此田地を下され、引料一萬五千兩、明曆三年店開き、新吉原と號す 五町とは江戶町同二丁、角町、京町、新町なり、此外堺町、伏見町、揚屋町あり、中の通りを中の町と云ふ。○萬治中了意名所記云、三谷と云ふ所は、そのかみ吉原といへる傾城町を、明曆三年の五月に、こゝにうつし給へりといふ。○新吉原の地は、昔千束村なりとも、金杉村（龍泉寺）なりとも、又山谷村なりとも說く、千束は本來鄕名にて、金杉、山谷等も鄕内なり、此に決すべきは金杉か山谷かと云ふに在り。形勢を以て推すに、金杉龍泉寺村と云ふもの、頗協へるに似たり、山谷と云ふは山谷堀を往昔去來の小航路としければ、誤りて山谷の新吉原といへるにや。

慶長之初年、娼家僅三所、一在麴街、自京師六條移者、一在鎌倉岸、一在大橋、自駿府彌勒坊徙者、其他伏見夷街、奈良木辻坊後來者、各所散居、十七年、庄司甚右衛門者、上書請合散爲一、以開一大花街、元和三年、官始准其乞、賜一地方于今葺屋坊旁、開闢功成、以其彌蘆蘐簀之故、名曰芦原、（後改吉原）而自大橋移住者、取係江都繁華之意、改曰江戶坊、（初名柳坊）自鎌倉岸來者、住其第二坊、自麴街者、綠初從京師至、曰京坊、其後來者、在其第二坊、或謂之新坊、後明曆三年八月、因命徙于今地、角坊者京橋外角坊之舊名、而堺伏見二坊者、由自其地方來者多之、名云五街、樓館互競佳麗、三千娼妓、各

鬪嬋姸、一廓繁華、日月盛昌、三月栽花、七月放燈、八月陳舞、是爲三大盛事、友人詠花一聯云、梁閣筵酣密雪下、巫山夢睒濃雲深、予賦贅云、青帽却逞閑飾、紅燭竊成元夕春、其他五度佳節、不直爲觀之美、例有格式云、若夫暮靄抹柳、黄昏燈(タソヤ)上火、各樓銀燭如星、絃聲鼓人、此境晦夜分開圓月矣、醉歩漫々、丫鬟擁前、帮間押後、誇而過者、大客上樓也、洛神出水、天女降雲、姿様齊、嚴不可褻近、徐々蓮步來者、名妓迎客也〔江戸繁昌記〕〔王紫詮扶桑遊記云、按、吉原亦日芳原、東京之平康里也、大道兩旁皆高樓、銀燭光搖、弦索響徹、歌舞之歡連宵達旦、或以妓館之盛興、繫江都之盛衰、蓋都會繁華、自古然矣。

石濱(イシハマ)

淺草寺の北、今の眞土山、今戸、橋場一帶の總名にして、永緣の北には、千束郷內の村名にも呼べり。夙く義經記、太平記にも出で、武總の舊州界なる、角田川の渡津たりき。

義經記云、佐殿仰られけるは、江戸の太郎は八ヶ國の大福長者と聞くに、浮橋をくんで賴朝が勢を武藏國王子、板橋につけよとぞ宣ひける、千葉介、葛西の兵衛をまねきて申けるは、いざや江戸の太郎を助けんとて、兩人が知行所、今井、くり河、かめなし、本まどと申所より、海士の釣舟を數千艘のぼせて、石濱と申所は、江戸太郎が知行所なり、をりふし西國船の着たるを、數千艘あつめ、三日の內に浮橋をたゝみて、江戸太郎にかう力す、佐殿御らんじ、神妙なるよし仰られて、さてこそふとゐ、すむだうち越て、板橋につきたまひけりと、云々。○一遍聖繪詞云、武藏國石濱にて、時衆四五人病伏したるを見たまひて「殘り居て昔を今と語るべき心の果を知る人ぞなき」

砂子云、橋場は隅田川の渡なり、本名石濱、新田義宗が足利尊氏に討勝て、小手差原より石濱まで、坂東道四十六里を片時が間に追附たりと云ふも、此所なるべし、石濱城は其所不詳、里民のいへるは、今戸村の後なりと、千葉系譜に「千葉介實胤の子、守胤、其子三郎惟胤、其子次郎正胤、天正元年古河に於て討死、是を石濱の千葉殿といふ」云々。○新風土記云、安積覺の說に、淺草觀音堂の北なる金龍山にて、即石濱の城蹟の形ばかり殘りたる者なりといへり、されど今其舊跡詳ならず、且始て築し年代を記せしものなし、太平記小手差原合戰の條に、尊氏近習の者ども、三十余騎、河中へかへし合せ、支戰ひし其間に、將軍急を遁れ、石濱入道が宿所へぞ入せ給ひけると見ゆ、同書又石濱上野介と云ふ人見ゆ、同人にや、關東古戰錄に「千葉介常胤より十四世、五郎宣胤、享德四年早世し、家中の面々據を失ふ、此際に乘し、五代以前の千葉大助滿胤の庶子、陸奧守康胤、總州馬加城にありしが、異母弟次郎惟胤と、家督を爭ひ、當家譜代の所領等、二方に分れて、既に一戰に及び、康胤打勝て、終に惣領を保てり、是に依て家老圓城寺左馬助、惟胤を誘ひ本國を離散して、武州江戸の城に趣き、太田道灌に賴みければ、道灌家が高家にして微力なるを憐み、石濱の砦を授けて是を守らしめ、速々總州の地を略して、本居せしむべき造意なり、後年道灌卒し、息男源六郎資康、上州へ奔り、山內顯定に屬しける故、惟胤還住の宿意も遂げ難く身まかりければ、遺骸を石濱禪林寺に葬る、今以て古墳を千葉塚と號す」とあり、按するに禪林寺は今の總泉寺なり、凡當城は康正中、千葉惟胤が住せしより、連綿して天正の末廢せしなり。○府內備考云、惟胤は總州還住の宿意遂げ難くて死し、其子次郎胤利、しばらく上杉朝興につかへけるが、是も亦南方の爲におそはれて、江戸の城を退去ありしほどに、胤利は北條氏康に從ひ石濱近邊の所領を安堵し、令嗣なかりし儘、北條常陸介氏繁の三男を、我が幼少の女子二人ありしにめあはせ、千葉次郎胤村と名のらせ、遺跡相續なさしめられしが、幾ほどなく夫婦ともに死亡して、終に斷絶したりけると、細に彼古戰錄に載す、又廢城考を見るに、石濱の城主千葉次郎、天正二年討死す、小田原記、天正元年關宿城降參の條に、千葉次郎幼少なればとて、與力の侍、並石濱の城を、木內上野に預らる、上野討死の後は、子息木內宮內少輔に預けらると述べたり、

(石濱城址)

梅花無盡藏のうち、便面の詩の題下の注に云ふ「八景、或當賛、獻千葉、蓋上總下總、千葉所管也、今寓武州者、與上下總之千葉矛盾、一門分爲二、灌公救在武者、寓武之千葉、惟種也、武州淺草石濱城主」と、惟種は惟胤に同し。

新風土記又云、小田原役帳に、太田新六郎十五貫文、江戸千束石濱土屋分、板倉彈正忠十一貫文、千束內金杉分、太田大膳亮衆六貫文、千束石濱惣領分云々あるによれば、金杉も千束郷內なり、又石濱は橋場の古名なれば、當時是等の地の千束郷に屬せしを知らる、當時廣く淺草下谷の二所に跨れり。○石濱城址の位置を探るに、金龍山(聖天山眞土山と云ふに同し)或は其地ならん、

又太平記、文和元年尊氏敗走の條の文に、

將軍石濱(天正本、隅田川)を打渡り、向の岸へ懸上り給ふ、(天正本云、近習廿餘騎河中に返し合せ、支へ戰ひし間、石濱入道が宿所へ入らせ)岸高くして屛風を立たる如くなるに、云々、

とありて、此地對岸の形狀にあはず、彼一書もと不信の事多し。中神氏隅田川考に、此向の岸は、下總大井河、國府臺などと思ひ違へる者とあるも、牽强のみ。

山谷(サンヤ)

古の外千束(ソトセンゾク)の郷にして、日本堤の外、今謂ふ所の吉野町、(舊新鳥越町(シントリコエ))山谷町、玉姫町、淺草町、元吉町、田中町等是なり。山谷橋より南千住、小塚原、中村に至る舊驛路(奧州道)之を貫き、其地大半は舊田野に屬す。

（新鳥越）

玉姫稲荷社あり、新吉原と橋場眞崎との中間に位置す。新風土記云、山谷の地は昔山谷村といへるなり、今日も新鳥越町、山谷淺草町邊、すべて山谷と唱へ、或は三谷とも記すと云ふ。既に新鳥越町の南の入堀を、里俗今も山谷堀と呼べり、元より平衍の地なれば、山谷と名つくべき所にあらず、昔此邊は民戸僅に三軒ありし故に、三家又は三縁など云しを、假借して山谷と書せしも知るべからず、玉姫稲荷社、神體は狐に乘たる翁の像なり、或書に社傳を引て云、當社は新田義貞、鎌倉追討の時、祈願により供掛の御影、弘法の筆跡なるを、瑠璃寶塔に收め、此所に祀る故に、玉姫稲荷と號すと。○紫一本云、三谷の町をすぐに、礫場を通りて、火屋を左に見て、千住へ出るを、奥州街道とす、三谷聖天町より北東へ、十三町の土手あり、之を日本堤といふ。

舞閣歌樓連繡甍、夜闌無所不春情、誰知戸外秋風急、
明月橋頭搗紙聲、　如亭

山谷堀（サンヤボリ）　日本堤の外に繞れる溝渠にして、根岸川（石神井川水とも云ふ）の末なり、聖天町、吉野町（新鳥越）の間に聯路の橋あり、山谷橋と名つく。（此より北、千住大橋まで二十一町）山谷橋より東、待乳山の北には、潮水稍大、曲灣の状を爲し、舟入（フナイリ）に供せらる。往時吉原去來の遊子が、舟を大江に泛べて、此を繋船の所と爲したる事、諸書に見ゆ。紫一本云、待乳山の風景、言語に及び難し、彼土手通ひする蟋蟀、二挺立の船は、淺草川より新鳥越の橋へ漕入る、潮のなき時は、橋より手前におりて、山の麓徒歩にて行く、「誰にかは宿りを問はん待乳山夕越行けば逢人もなし」。

今戸（イマド）　山谷の東、大川に繞れる方を云ひ、今も今戸町と云ふ、即是なり。待乳山、山之宿より今戸町の間、山谷堀に架するものを、今戸橋と呼び、俳句に「今戸橋わたる人よりくぐる人」とよめるは、往時遊船の山谷通ひの繁華なりし頃の事なりとぞ。

人家隔岸斷還連、小艇撑來破卯天、炊爨未生雞未起、
柳梢一綫上茶烟、　米庵

（今津）

新風土記云、今戸は古へ今津（イマツ）と書したり、北條役帳に、江戸石濱今津とのす、石濱は今戸の北、橋場を云ふ、又今も今戸新町との界を流るる小流を、今津川と號するは、古名の遺れるなり。○江戸名所圖會云、今戸には甄者陶匠多くありて、今戸燒と稱す、元祿二年の隅田河紀行に「今戸には、七をこれ、瓦造り并べてほしければ「やかぬまは露とやいはん下瓦、杉風」と見ゆ。（今戸新町は近年龜岡町と改む、今戸町の西、山谷吉野町との間なる狭巷なり。往時には專ら穢多（エタ）村と云ひ、長吏彈左衛門の家にて之を治め、四民の外に居れり。彼家の由緒并び文書は、雜説多く、眞僞相交れり。要するに、彈左衛門は徳川氏入府の初めより、雜多非人、雜業諸道の長として、故俗甚皆を保持せしめられし者とす。

（磯多村）

御入國之節、私先祖罷出、鎌倉より段々相勤候旨、申上候得者、長吏以下支配、被爲仰付、武州府中太郎左衛門以下、長吏支配御取上無之、其證文被召上、私先祖へ被下置候、其後文祿五申年、上州下仁田村馬左衛門、信玄公の證文御評定所へ奉差上、支配可離と公事仕候處、私祖父申分相立、右證文被召上、私方へ被下置候、凡私支配在々之長吏は、無年貢田地、或は居屋敷斗無年貢に而、田畑者御年貢差上候者、夥多御座候、御水帳直に頂戴仕、一村之長吏、御年貢收納仕候者御座候、右之通被遊御尋候に付、奉申上候以上。（享保四年、彈左衛門書上の大意）

彈左衛門文書の、賴朝免狀、及び鶴岡別當免狀（大永三年、鎌倉由井長吏賴久へ、東八國の進退を特許する者は僞物なるべし、天正以前小田原及び相州、上州、各處の雜業諸道の長吏文書等に參考すれば、彈左衛門は江戸の長吏にして、慶長開府の初めに、徳川家の特恩を承け、漸次に他方諸國まで手を延べたる者のみ。天正十八年日記に

御召のはなさきないらけの處、倒れる、とりこへのゑた呼びて渡す、賴朝以來のゑたと申出る

とあれば、初めは鳥越村に在りし事明白なり。今戸の仕所を新町と呼び、山谷には新鳥越町あれば、慶長の北に此へ移轉せる歟。又其氏號を矢野と云ひ、一黨を谷之者（ヤノモノ）とも唱へたり。慶應四年正月、幕府は特旨を以て彈左衛門を平人に引上げ、彈內記の新氏名を稱ぜしめ、導いて手下六十餘戸をも、穢多の稱を止めて、平人に引上げらる。當時の內記は、學術もあり志氣もありて、征長の役に五百人の手下を率ゐて、銃隊に從事せんと請ひしことありと。されば淺草穢多の平民に歸復したるは、明治の新政をまたざりしなり。

橋場（ハシバ）　今戸の北にして、今其地の分れて都市內と成れるは、淺草區橋場町と云ひ、郡部南千住へ割入せしは、地方橋場町と稱す。此は古の武總の驛津（武州豐島驛より總州井上驛に至る間）にて、謂ゆる角田の渡とぞ、治承中此に浮橋を架したることありと云へば、橋場の名はこれに因る。（東鑑には長井（ナガヰ）の渡と云へり）

砂子云、石濱の隅田川の渡を、橋場の渡とも云ふ、隅田村木母寺へ渡る、此は昔海道にして、伊勢物語に業平の舟に乘りしと云ふも此とぞ。○新風土記云、橋場は昔橋場村とも云へど、總名石濱庄と唱ふ、當所總泉寺所藏、天文廿三年、永祿三年の文書に、石濱總泉寺と記し、天正十九年の御朱印に、始て橋場之內とみゆ、按に、義經記に、治承四年九月十一日、賴朝が多勢大雨にあひ、水にせかれて渡しかね、四五日滯留し、石濱と申所は、江戸の太郎が知行所なり、折節西國の船の著たるを、數千艘集め、三日の内に隅田川に浮橋を組て、云々、源平盛

寳記にも此寺を載す、夫木集光俊の歌に「隅田川昔はきかず今社は身を浮橋のある世なりけり」註曰、此歌は康元二年、鹿島の社に詣でけるに、角田川の渡をみれば、かの渡今は浮橋を渡しける」云々、是等に依れば其頃常に浮橋を渡せしこと知らる、又板橋を架せしことは、一遍聖の繪卷物、武藏國石濱の畫に、一條の板橋、左右に欄干あるを示す、こは正安元年聖戒の撰る詞書にて、畫は法眼圓伊の筆なり、是等にても康元弘安の頃、橋ありし證とすべし、近き頃も、當所の町方の渡場より、一町程川上にて、古木を堀出しきと云ふ、又此地の異名を砂尾とも呼びて、往古砂尾長者領せし故なりとぞ、今町方の不動院を砂尾山と號す、砂尾長者、天平寶字四年開基すといへど、上古のことなれば、其眞僞を知らず、南向茶話に、此所往昔砂尾修理太夫と云人あり、太田道灌と合戰有りし由とのす。

文明中の梅花無盡藏集「道灌静勝公、招福鹿兩山諸尊宿、並少年、浮畫船數艘於隅田川、詩歌鼓吹、一時壯觀、隅田在武藏下總兩國之間、路傍小塚有柳、道灌公爲攻下總之千葉、構長橋三條」云々とあれば、その頃にも浮橋を造られしことあり。路傍小塚と云ふは、東岸隅田村梅若塚を指せば、此橋場より渡して、猶北に進み、梅若塚を過ぎて、下總の古府の方へ（篠原小岩などを經）行きしを知る。

(長井)

橋場は近世まで長江庄とも稱して、東鑑に長井(ナガヰ)渡あり、古書、長井別當齋藤氏とは、蓋此邊橋前馬牧(ヒンクマ)の司にや。

法源寺(ホフゲンジ)　今橋場町錢座址の西方に在り、小院なれど、古葉碑あるを以て都下に著る。錢座は府内所々に其址を存す、これ龜戸、深川、橋場等、地を易へ時を隔てて、所々に鑄造せられしなり、其橋場にも二所ありて、最古の錢座は、橋場神明社邊とす。

錢座蹟は、橋場神明社より東北の方なる田間にあり、廣一町半許の地にして、今も銅氣殘りて耕穫する事を得ず、古今泉貨鑑に、寛永十三年丙子五月、武州淺草橋場に於て、寛永通寶錢を鑄る、又江戸志に、明暦記を引て、明暦二年淺草に新錢座を命せらるといへり、こは一旦廢せられて、此時再び命せられしにや、未だその詳なる説をきかず。（府内備考）

砂子云、橋場法源寺に齋藤別當實盛の石塔あり、壽永二癸卯五月とあり、又實盛の松とて其傍に在り、いつの頃にか、不思議の事ありて、實盛の石塔と知られ、法名を新にして、其跡を弔ふ、又梶原景道の五輪の石塔は、延文二庚戌十月と銘し、此外古石塔多し、九百年外のものあり。〇法源寺には、今文永九年の板碑、巾一尺計上部缺失す）嘉元三年の板碑（長二尺巾八寸側面少損す　等現存す　〇人類學會雜志云、板碑は一種の卒塔婆なり、秩父はげ石を以て作り、全體薄く板の如く、上端山形をなし、其形方今墓側に樹つる木製の卒塔婆と一般にて、其輪郭濶きの差あるのみなり、通常其表面には上部に梵字を刻み、下部に建設の年號、人名、經文等を刻めり、然れども又間上部に佛像を刻み、下部に花瓶、寳塔等を添刻せる者あり、板碑を建設する事は、何時代より起り、何時に至りて止みしや、蓋最も新しきは天文十七年、及び天文廿年の者なり、江戸志に據るときは、淺草橋場法源寺に天長三年、仁壽三年、齊衡元年の板碑ありしが如し、之によりて考ふるときは、板碑は千余年前に起りしものの如し、然れども此等の碑は今皆紛失し、之を實驗するを得ず、凡板碑は武總兩野等、坂東諸國に限り、他國に之を見ず。

總泉寺(ソウセンジ)　橋場町（法源寺の北四五町）に在り、寺邊を古へ淺茅原と呼び、隅田渡頭の一名所とす。寺は開創の縁起詳ならねど、中世より石濱殿（千葉氏）の崇奉する所と爲り、近世には、曹洞宗、府内三寺の一に推され、久く繁昌せり。

砂子云、總泉寺は石濱淺茅原に在り、妙龜山と號す、曹洞宗、寺領二十石、中興開基千葉介守胤の石塔あり、法名總泉寺殿長山昌敦、弘治二年卒去、寺中に四壁六寮あり。　江戸名所圖會云、總泉寺は千葉氏の香火院にて、雪叟宗俊和尚開基とぞ、其千葉氏の墓は、大檀那守胤の者と云ひ、其他一所に青石の碑二枚あり、其一は正安元年、其一は德治二年丁未、共に千葉氏以前の古物なり、妙龜塚亦寺内に在り、梅若丸の母公妙龜尼の墓と古傳ひ、小高き處に草堂を建て、妙龜明神と稱す、碑一基、妙龜堂の下に在り、靑き一片の石にして、長さ二尺餘、碑面蓮花の上、圓相の中に、法阿と云ふ號をちりばめ、下に弘安十一年正月廿二日と彫付てあり、圓光大師行狀翼贊、卷第四十二に曰く、嘉祿三年六月、山門の衆徒、大谷源空の墳墓を破却せんとす、其夜法蓮坊、覺阿坊、潜に上人の柩を掘出し、蓮生坊（宇都宮彌三郎）信生坊（鹽谷入道）法阿坊（千葉六郎太夫入道、此人は東氏の祖）道遍坊（澁谷七郎入道）西佛坊（頼宮兵衛入道）の輩、出家の身なりといへども、法衣に兵杖を帶し是を供奉し、廣隆寺の來迎坊圓空が許に移すよしを記せり、按ずるに此法阿は千葉六郎太夫胤賴が事なるべし、胤賴は常胤の子にして、國府六郎胤通の弟なり、鏡池は總泉寺の西南の方に在り、元祿板の江戸鹿子に之を泪の池と云り。

(淺茅原)

淺茅原といへる所にて

人めさへかれて淋き夕まぐれあさぢが原の霜をわけつつ、〔回國雜記〕　道興　准后

砂子云、淺茅原(アサヂ)は總泉寺門前にて、妙龜塚あり、即梅若丸の母の塚なり、或書に妙龜尼貞元二年死すとあり、此に鏡池あり、彼母此池を見しに、梅若の姿影の如くに見えしより、池水に身を捨てしと傳ふ、辨財天の社もあ

り。〔紫一本〕

淺茅原上雨濛々、斑女廟前草接空、杜宇聲々啼不歇、
鏡池一面落花風、　鵬齋

慶長見聞集云、淺茅原といふ是も名所なり、あれに見えたる森の中に古寺有、是は角田河の遶に作りたる、梅若丸の母の寺也、母茲にて髮をそり妙喜と名付、里人あはれみ草の花をむすび置きければ、是にて念佛申はてられたり、いにしへびくに寺なりしが、今は總泉寺と號し禪寺也、又母ふところより鏡を取出し、是なる池へ捨たる故、今に鏡の池と名付と。

府內備考云、橋場總泉寺境內は城跡なりといひ傳ふ、鎌倉大艸紙曰、總州の合戰に、馬加陸奥守、原越後守、野州常緣に度々打負ければ、千葉介實胤を取立、本領を安堵させんと、市川の城に楯籠て、大勢あるよし聞えければ、公方成氏より、南圖書助、梁田出羽守、其外大勢指つかはし、數度合戰して、康正二年正月十九日、終に城を責落し、實胤は武州石濱へ落ゆき、自胤は武州赤塚へ移ると云々、

眞崎(マツサキ)

(地方)

總泉寺の北にして、今地方(ヂカタ)町と云ひ、南千住の管內とす。稻荷社あり、江邊の塲頭にあれば、社名に眞崎を呼ぶ、稻荷社の西に隣りて、石濱神明あり、（砂子に此神明を朝日宮と云ふ）其社領十石。

江戶名所圖會云、橋場眞崎の邊は、河面に臨みて、四時の風光を貯ふ、殊更夏の日は、杯を流に泛つて炎暑を洒き、秋の夜は中流に棹して月を翫す、春の夕は妖艷たる須田堤の花盛より、皚々たる白鷺、木母寺の雪の朝の眺も、共に奇なれば實に遊宴の勝地なり、思(オモヒ)川は稻荷の前より、橋場の渡へ行く道を橫ぎれる汐入の小溝をいへり、回國雜記に、

(思川)

淺茅が原をすぎて、思川に至りてよめる、
うき旅の道に流るゝ思川涙の袖や水のみなかみ、かくて隅田川の邊に至る。

砂子云、橋場駒洗川の古名、思川ならん、橋場下の小溝なり、賴朝卿の馬を洗れしと傳ふ、昔は此川も廣かりし歟、此邊に外に川のあるべしともおもはれず。○按に、思川は地勢古今水脉の大變あるべき所なれば、今推し難し、眞崎の駒洗川は三之輪根岸の野水の末にして、山谷川と同源とす。

水鷄啼處水風腥、渚荻洲蘆刺々靑、最好留舟煙雨夕、
玉姬祠畔擁蓬聽、　枕　山

占方鄕(ウラカタ)

和名抄、豐島郡占方鄕、訓宇良加多。（今詳ならず、恐くは浦方の義にして、野方に對せるならん、野方は名たたる武藏野に連接する方面にして、後世領名村名に呼ぶ者、即古言の遺れる也。されば占方は海濱にして、荏原郡櫻田鄕、及び豐島郡驛家鄕に連接する所たること、推斷すべし。それは即今の淺草區にして、古の檜前牧、はた鳥越里、石濱など皆鄕內歟。萬葉の東國歌の中に「武藏野に宇良敝可多也岐」云々の句あるに附けて、武藏野の鹿の肩骨を取りて燒き、卜部が太古の行事ありしに考合する說あれど如何にや、牽强の跡あるを免れず。）又贋作風土記逸文に、「占方、或浦方、占方神社」云々とあるは、採るべき證典ならねど、浦方の解は偶中す。武藏演露に、今の白方村は占方の轉りにて、占方社は其十二天社かと疑へど、猶明言せず、府方は僻地、古跡にあらず。○或は云ふ、國分寺古瓦銘に白方(カタ)と印する者あり、占方は白方の誤ならずやと、猶考索すべし。占方もし僞にして、白方を正とすれば、白方ははかたと訓まれ、後世領名に唱へられし峽田(ハケタ)は、即白方の訛なりと疑はる。

(白方)

深　川　區

深川區(フカガハ)

大川の東にして、直に海濱に居り、北は本所區に至り、東方は砂村、大島村に至る。全地卑低の斥鹵に屬し、堤防を以て江海不時の洪浪に備ふ。江渠縱橫交錯して、物貨の出入に利あるを以て、木材米穀の倉庫、工作製錬の廠場多し、今人口十一万。

深川は其地全く三百年來の堆積修築に成る、慶長中初めて村名を立つと云ふも、寛永江戶圖に載せず、（正保國圖には深川村を收む）蓋牛島本所の海濱に就きて、部落を初めし者なり。明曆大火の後に至り、府內の諸家、寺家、地を請ひて深川村に移る者あり、萬治二年、兩國橋成り、是より官民共に經營を本所、深川に加へ、江渠を疏し、街巷を分ち、終に收めて府內に歸せしむ。大地標高約一米突五、稍高昇するも二米突許とす。大略、西北なる元町、六間堀、高橋、海邊(ウミベ)町、（大工町の邊を云ふ）黑江町、佐賀町一帶を、古の深川村とし、其東南界に當り、寺院相連なる。是等一帶の東南には、往時新田(シンデン)島、永代島の稱あり。永代島の南は今越中島と稱す、修岡木完からず、木塲は永代島の東傍なる藏材池の名なり、木塲の東南に洲崎島の新地あり。又東偏は竪川と小名木川の間に、猿江の字あり、猿江の南は木塲と同く元祿、享保の比に成る、其南は平井新田と云ひ、洲崎に隣れり。○新風土記云、深川は往古海濱の萱野にして、人家も田畑もなかりしが、深川八郎右衞門と云ふもの、攝津國より下り、此地に埴生の小屋を營み居れり、東照宮此邊御遊獵の時、彼八郎右衞門を召させられて、地名を御尋

ありしに、もとより一圓の茅野にして、村里も隔りしゆゑ、定まれる地名もあらざるよし申上しかば、然らば汝が苗字を以て村名となし、取立せよとの命ありしかば、慶長元年より新開の地となし、深川村と唱へ、年を追て村落も彌增、續て從八郎右衛門指揮し、代々當村の里正となり、七代の孫八郎右衛門がとき、寶曆七年、故ありて斷家となれり。正保の頃は、村高千九百十五石余にて、寛文年中より、武家寺院の賜地等出來したり。○府內備考云、深川は慶長の頃、攝州の人深川八郎右衛門、此に來りて新墾せしまゝに、たゞちに其氏をもて地の名とすと云傳ふ、寺元町の呈書、及び猿江町泉養寺の記錄に詳なり、江戶志に、昔は鷺河と書て、鷺多く居りし地なりといへるは、おそらくは無稽の說なるべし。此深川と稱するも、もとはわつかなる村なりしが、後に市店屋宅など多く出來て、深川町と改められ、又何の頃よりか此邊の總名とはなれり。今見る所をもていはゞ、東西も南北もそのわたり凡二十四五丁、南は海岸に邊し、北は六間堀、森下町、富川町、西町に及び、東は大抵十間川に境ひ、西は淺草川にそへり、案ふに深川も本所と同く、萬治寛文の頃より、市店出來しは勿論なれど、伊勢貞丈が隨筆中に、明曆大火の時、深川に在し河岸藏の中に、米十萬七千俵、其外豆麥酒油など莫大ありしことを云へば、地割なき前にも、すでに商人の藏など多く建ありしこととみゆ。

万治中丁意名所記云、れいがん島のむかい、東の方一町半ばかりの海の中に、うし島新田あり、若宮の八幡のやしろある故に、八幡新田と申すなり、新田の北をば深川といふ、この內にあたけもとて、日本一の御舟をつながれたり。○延寶中江戶雀云、三俣といふ事は、淺草、新堀、靈岩島、此三方より通して、水のながれわかるゝ故、三俣とは申也、北には淺草、深川、新田島、目の前にさへぎりて、云々。○古今夷曲集、信海「武藏なる淺草のりは名のみなり御志の深川の物」とあるを見れば、寛文の比、已に淺草には海苔を製せざりしならん、其角が焦尾琴に、（元祿十四年板）石原の椎のしげみとだに、人目まれなる境には、小家はむさく／＼たてこめて、「行水や何にとゞまる海苔の味」とあれば、深川、本所（石原）にも海苔を採れり、

後見草云、今年（天明六年）は雨しきりに降つゞき、七月に至りむかしより聞も及ばざる水災とは成にけり、本所、深川、小名木川、東西の葛西領、江戶川に續きし所、一面に水浸り、小家は棟を越し、大家は軒をしのぎ、水の淺深すこし（の）違ひはあれど、堤上にて七尺餘り、耕作地よりは丈四五尺有けるよし、御府內近き所の洪水、覺えに及ぶ內にも、寛保二年ことに烈れ侍りし由、今年はたに彌增して甚し、堅かりし路も沼田のごとく和らぎて、往來たえし日もありし、又堤の崩れ岸落て、是に集れし人家もあり、名にし負ふ山の手さへ、水溢れ侍れば、ましこ本所深川あたり、地低の所に至りては、寛保の水勢より、四尺計も深しとなり、然るにより、兩國、永代、新大橋、いづれも流し落されたり。

隅田川

或は、角田、住田に作り、淺草川に同じ、府內の東方を流るゝ江水にして、其上游を荒川と云ふ、大略、千住驛以下に於て隅田川と呼ぶ。昔は利根川もこゝに會流し、隅田の淺洲猶廣濶なりしを思ふべし、江戶幕府の初め、頗急を治水に用ゐ、利根を轉して他に向はしめ、水路遂に變す。又江東、牛島の村落、及び其以南の下總を開き、街巷を置き、本所深川と云ひ、萬治以後之を府內に收めたり。今江東の一區即是にして、永代、新大、兩國、厩、吾妻の五橋を架し、交通に便す。（この川、詞人墨客、又汪洋に作り、墨水、澄江等の指目あり、俚俗にはたゞ大川と呼ぶ。）

（住田川）

都鳥は角田川の名物なれば、好色人の家に飼侍る、見るに、誠に嘴と脚と赤く、鴫の大さ也、蛤を好みて食ふ、

漾々溶々一葉身、河邊秋景只懷春、自從在五詠歌後、流水飛鳥愁殺人、　隅田川詠懷　林　羅　山

澄江風雪夜霏々、一雙双槳舟似飛、自是仙家酒偏醉、無人能道剡溪歸、　東都四時樂之四　物　徂　徠

墨水懷古

雪林精舍墨河頭、梅子祠前弔遠遊、華表昔時封苔色、佳城楊柳亂春愁、孤村雲擁長堤樹、二國潮通古渡舟、此地猶餘懷士淚、大江千里向西流、　高　蘭　亭

三代格、承和二年官符云、武藏下總兩國堺、住田河、崖岸廣遠、不得造橋、四艘、元二艘、今加二艘、云々。○古今集云、むさしの國としもつふさの國との中にある、角田川のほとりに至りて、都のいと戀しうおぼえければ、しばし川のほとりにおりゐて、思ひやれば、限りなく遠くもきにけるかなど、思ひわびて、ながめをるに、渡守、はや船にのれ、日もくれぬといひければ、舟にのりて渡らんとするに、皆人ものわびしくて、京に思ふ人なくもあらず、さる折に、白き鳥の、はしと足と赤き、川の邊に遊びけり、京には見ぬ鳥なりければ、皆人見しらず、（伊勢物語云、白き鳥のはしと足と赤き、しぎの大きさなる、水の上に遊びつゝ、いをくふと、云々）渡守に、これは何鳥ぞと問ければ、これなん都鳥といひけるを、聞てよめる、

名にしおはばいざ事とはん都鳥わが思ふ人はありやなしやと

淺草之東畔駐步、南有角田川、輕舟短棹、浩歌一望、有鳥翩々可愛、所謂嘴與脚赤者、昭昭乎和歌集中、不聞其名、亦知爲都鳥、蓋名者實之賓也、故其鳴如京都聲、予不覺發鄉思、南東北斷、物尚然、況人乎、昔白

氏左遷江州之湓浦、而舟中聽彈琵琶者之有京都聲、淚濕靑衫、千載之佳話也、予彼于此、江州之湓浦、江城之角田、舟中之京客、懷京聲者同、而所愧不能作歌行矣、雖然其鳥語之管絃、豈不及商婦之琵琶也耶、吁、

飛鳴有鳥角田川、名曰京都聲自然、我亦舟中湓浦客、斷腸認作琵琶絃、〔惺窩文集〕

中神氏隅田川考云、按に今も隅田川のほとりに、鷗といふもの二種あり、一は大にしてはしあしなどもさのみあかゝらず、一はかたちも大鳴のほどにて、はしと足とことに赤し、是都鳥なるべし、常に二種うちまじりて、いおなど取て居れり、船人にとへば、ともにかもめなりといへり、萬葉集に「舟きほふほり江の川のみなきはに來居つゝなくは都鳥かも」とよめり。

隅田川考又云、更級日記に「むさしとさがみとの中にゐて、あすだ川といふ」按に、あすだ川はすなはちすだ川なるべし、すだ川、隅田川おなじ、里人のかくなまりて傳へしなるべし、又「在五中將のいさことゝはんとよみける渡りなり、中將の集にはすみだ川とあり、舟にて渡りぬれば、相摸の國になりぬ」と云々、物茂卿は「武藏相摸の境なるすみた川といふ事は、女のかゝれたるものなれば、國の名を書ちがへしなるべし」と、今按に、前後の文を見るに、武藏野を分てこの隅田川に來たり、是より相摸の國にいたり、もろこしの原など、見しことなけり、諸越の原は相摸の國なり、いかんぞ下總國とかくべきか、當時あないせしものゝ、多摩川をさして、是なん隅田川なりと、みだりに教へしならん、すべて此記を見るに、道すがらの名たゝる所は、こと〳〵沙汰あれど、多摩川のをにおよばず、是等にてもおもひ合するに、多摩川と隅田川のあやまりより、武藏と相摸の中とはかきしなるべし、其故は彼日記、別に太井(フトヰ)川と云ふを擧けて、隅田川と取違へたりと思はるる節もあれば也。

東鑑に「治承四年十月二日、武衞相乘于常胤廣常等之舟檝、濟太井隅田兩河」此太井を一本に大井とかきて、おほゐと點を下せしは誤りならん、ふとゐとよむべし、更級日記にも「しもつふさの國と、武藏の國の境なるふとゐ川」と見えたり、されどふるくより、武藏下總の境なる川は、隅田川なること勿論也、太井川は全く下總の國の中と見ゆ、さればこゝにいふ太井川は、隅田川の誤りなるべし、よりておもふに、かの孝標が女の路すがら、案内の者のいふにまかせて、隅田川を太井川とおもひ、多摩川を隅田川としるせしなり。

今按、太井隅田の二河は、古人往々之を混同して擧げたり、二河相並行して一海に入り、相距る二三里、而も其間に支江の東西相通するありて、渡涉の舟の之を過ぐるや、看做して一江津の如くなれば也。更級日記が、總武二州の堺河を、太井と云へるは、太井を擧げて隅田を兼攝せる也。而も下文、別に隅田川と云へるは、多摩川を思ひたがへたる耳。吾妻鏡に、太井隅田と二河名を擧げしは、記事確實なるが、同事を源平盛衰記には、唯隅田川と云ひて、太井川の名を揭げず。又同事なれば、義經記には「武藏と下總の堺なる、松戸の庄市川といふ所に着給、御勢八萬九千、爰に坂東に名を得たる大河一つあり、この川のみな上は上野國利根の庄藤原といふ所より落て、末に下りては在五中將の隅田川と名つけたり」云々と載せ、其太井隅田の二河が、支派相通して、二流にして一源、且二水にして一渡なりし狀態を窺ふに足る。其二河の間の支派のことは、葛西江〈小名木川〉中川、小合溜井等に參考して知るべし。○再按、慶長見聞集に、近きころ、玄仍、豐島の海原見渡して「靑海やつゞく武藏野春の草」とせられたり、又兼如、江戸の川過を見て「みるかうちに蘆迯つのくむ干潟哉」と云るもをかし、此河の水上を尋るに、阿武隈川、おもひ河、渡瀨川、さぬ川、とね河、此五ツの大河、栗橋の上にて落合、一ッに成て武藏と下總のさかひ、角田川をながれて、此江戸湊川へ落、のぼればくだる舟のさほの、いとまぞなかりける」云々、此に奧州の阿武隈川を以て、江戸の湊川へ落來る一源に數へしは、誤まれること論する迄もなし、絹川〈毛野川〉も本來は常陸川の源なれど、太井の水源渡瀨川との間に、支脈相通せし者と疑はるれば、稍妨げなし。又隅田太井の兩河の、水量の大小を思ふに、其衆源の江戸、葛西、下河邊、淵江の間に匯合するや、或は東に傾き、或は西に注ぎ、縱沒橫出、殊に常勢なく、歷世形狀の沿革あることならんも、今之を詳にし難し。大略、德川氏開府の以前には、隅田の水量平時淺小、入間川(千住川)の來會するあるも、荒川〈元荒川〉利根、渡瀨等の衆源は多く太井の方へ傾きしに似たり。已にして、秩父の荒川を入間川に合せければ、隅田川水頗加はり、其洪水に及びては、江戸汎濫殊に大なり。落穗集追加に、「端場惣泉寺門前の百姓の老人物語りしは、淺草川の幅、只今の通りには無之、昔汐干の節は殊の外に川はゝせまく流れたるゆゑ、川向の子供と此方の子供と、川端にて立向ひ、石つぶてを打合ひ申たる事にて候が、いつとなく只今の川幅に成申候」とあるは、蓋江戸開府の昔の形狀ならん。其後治水の役屢起り、遂に利根、渡瀨等と全く相分離して、專ら荒川〈秩父川〉と入間川とを源に仰ぐ者、即今の隅田川是なり。

(川田角)

新風土記云、隅田川は古へ武藏と下總との境河なり、かの古今集の羇旅の部の歌の詞書、及び伊勢物語に、武藏國と上總國との中にある角田川とあり、後世二國の疆堺を改られてより、武藏國に屬し、今此川の水上を荒川と云ふ、義經記に「隅田川は、利根川の庄藤原より落て、

水上遠し」とかけり、近き頃は水流變遷して、隅田川上流は利根川につゝきしとは思はれざれど、既に文明の頃まで、かの古隅田川と云もの、荒川に類へる流なりしと見えたり、堯惠法師の北國紀行に「利根、入間二川落合へる處に、かの古き渡りあり」としるせり、入間は今の荒川の異名にて、入間郡を流るゝのゆゑの唱なり、思ふに、正保の後、中川の流れ次第にひろごり、利根の下流專ら彼川に注ぐを以て、隅田川の方への流はやうやくおとろへたり、しかのみならず、元禄の頃、新綾瀬川の疎通ありしかば、終に水路中絶して、小渠のみ存せるに至りしならん、抑此隅田川は、古へうちひらけて、いとひろき河原なりしと見え、古歌にもすみた河原とよめるもの多し、又義經記に曰「海より汐さし上て、水かみは雨ふり、洪水岸をしたして流れたり、ひとへに海なみるごとし」と、此等を以て見ても、河の中洲に應さことしらる、又萬葉集譬喩歌に「角太河原(スミダカハラ)に獨かもねん」と詠せしは、紀伊國角田川の歌なる由、古人もいへり、若然らんには、當國のも、其名の移りしにあらずや、殊に亦打山(マツチヤマ)、花崎(イホサキ)等の地名も、近き邊に存せるは、全く紀伊國の地名を襲へるに似たり、されどこゝの隅田川も、古き唱にや、古今集の詞書、東鑑以下の記にも其名歴然たり、角田渡と云は、今の橋場渡の邊なるにや、康元元年、光俊朝臣、常陸國鹿島社に詣し時の歌の詞書にも、此渡の事を載たり、堯惠法師北國紀行には、

文明十八年二月のはじめ、鳥越の翁、船よそひして、隅田川に浮びぬ、東岸は下總、西岸は武藏野に續けり、利根、入間の二川落合へる所に、かの古き渡しあり、東の渚に幽里あり、西の渚に孤村あり、水面悠々として、雨岸にひとしく、晩霞南江にながれ、歸帆野蜂をはしるかとおぼゆ、筑波若雪の東に當り、夕日を掩ひ、朧月そらにかゝり、福雲ゆきつくして、西域に山なし、

浪の上に昔を問へば隅田川霞や白き鳥の涙に。

或説に「芝居隨筆」武藏風土記には、墨田川とかきて、すみだ川なり、すみとはそめと云ふ事なり、すみだ川はそめた川なり、古言にあるそみは染ると云事なりと、是は僞書の附會にて、採るに足らず。今按、こゝは古音にはスヽと呼べしならん、須田もしくはスミタなりし也。

新大橋(シンオホ)

深川元町と、濱町(日本橋區)との間、隅田川に架し、兩國、永代二橋に並び、その中津とす。元祿六年の創始に係ると云へは、兩國に次ぎ、永代に先んぜり、其名は兩國を當初大橋と呼べるに因る。

(深川元町)

深川元町(フカガハモトマチ)は、新大橋附近、六間堀、五間堀にわたり、今西元町、八名川町、安宅町、御船藏前町、六間堀町、森下町、常磐町、東元町等に分つ、元町とは古の深川の原村との義也。慶長見聞集云、慶長年中、東にしろしめ給ひて、淺草川の入江につなげる唐舟は、伊豆の國伊東といふ濱邊の在所に川あり、是こそ唐舟作るべき地形なりとて、其濱の砂の上に柱をしきだいとして、其上に舟の敷を置、半作の比より砂を堀上、敷臺の柱を少づゝさげ、堀の中に舟をおき、此舟海中へうかべあげける時に至て、河尻をせきとめ、其河水を舟のある堀へながし入、水のちからをもて海中へ押し出したりと。

船藏前(フナグラマヘ)

新大橋の北、竪川一之橋に至る間を云ふ、江戸幕府の大船、安宅丸以下の官舟を藏めたる大倉のありければ也。明治の初め、船庫を撤去して、店肆を開き、今安宅(タケ)町と云ふ、船藏前町に、富岡八幡宮の旅所あり、蓋其舊址か、其北は即本所の管内にして、竪川南通の街路とす。

六間堀(ロクケンボリ)

竪川と小名木川の間の横堀にして、船藏前町の東に在り、故に此邊に六間堀町の名あり、六間堀より南東へ屈折して、末は小名木川へ通ずる一溝あり、五間堀と稱す。〇六間堀、森下町の神明宮は、近年天祖神社と改號す、延寶圖に、六間堀の西に天神、東に明神の二祠を載す、天神は後世退轉し、今明神のみ存す。

深川長慶寺、寛文十二年の鐘銘に、武州葛飾郡西葛西領、本深川村壽龍山長慶寺とあり「遊嚢賸記」長慶とは森下長桂寺か。

(萬年橋)

元町六間堀の橋を猿子(サルコ)と名つく、又元町より南、小名木川の交會に架する者を、萬年(マンネン)橋と名つく。〇江戸名所圖會云、深川萬年橋の北詰、松平遠州侯の庭中に、芭蕉の古池の形今猶存せりといふ、延寶の末、桃青翁江戸に來り、杉風が家に入り、後剃髪して素宣と改む、又杉風子より芭蕉菴の號を讓り受け、これより後此地に庵を結び、泊船堂と號す、翁が芭蕉を移す辭に「一とせみちのく行脚おもひたちて、芭蕉すでに破れんとすれば、鄰の隣に地をかへて、あたり近きくに霜の覆ひ、風のかこひなど頼置、はかなき筆のすさみにも書のこし、松にひとりになりぬべきにやと、遠き旅寢のむねにつまり、人々のわかれ、芭蕉のなごり、ひとかたならぬ侘しさも、終に三年の春秋を過して、ふたゝびはせをに涙をそゝぐ」云々とあり、又句に

古池や蛙とびこむ水の音、芭蕉野分して盥に雨を聞く夜哉。

野ざらし紀行云、貞享甲子の秋、江上の破屋を立出る、

秋ととせ却りて江戸をさす故郷、　芭蕉

深川や芭蕉を富士にあづけ行く、　千里

富川町(トミカハ)

今富川町、西町と云ひ、五間堀の東、大横川に至る間の地帯とす。小名木川の北岸にして、本所林町、菊川町などゝ相接す、古圖に西町あるも、富川となし、天保以後の上地町なり

明月や角へさしくる汐かしら　芭蕉

小名木川

深川區を縱斷し、隅田川より中川に通ずる江渠とす。元町萬年橋より直線に、大島村中方まで凡一里十町。竪川と並行し、大横川、天神川と交叉す）利根川、江戸川の運舟は葛西船堀川より中川平方に至るを以て、小名木川は下總諸郡より都下に達する運河の第一に推さる。俗に行德川とも云ふは、下總行德の往復最繁しければ也。寛永圖に行德口と標され、延寶、貞享、元祿の諸圖、皆宇奈岐澤と標す、何の世よりか、小名木川と改む。（文政六年江戸圖に、ウナギ川と記す）

（行德川）（宇奈岐澤）

新風土記云、小名木川は慶長年中に疏通せし堀江にして、當時小名木四郎兵衞と云者、其事に預りし故名付くと、按するに、事跡合考に「天正十八年八月、御入國の後、不日に命ありて、行德の鹽濱まで船路を疏通せしめらる、今の高橋通是なり」と、左れば慶長より前、已に出來しゝ、[illegible]より[illegible]川な[illegible]直[illegible]通し、中川番所前まで[illegible]一里十町余あり　川幅は廿間餘なり、正保の國圖にはうなぎさや堀と記せり。（今按　小名木川の江は天正以前にもありて、隅田川と太井川とを、連絡したる歟。永正六年の、東路土産の文意に推して「葛西の入江の河舟」と云ふは、此小名木川にあたり、江戸より今井まで、水派の相つづきたるを曉知す。

（葛西入江）

東路土産云、或人、安房の淸澄を一見せよかしとさそひしに、いづこかさしてと、思ふ世なれば、立歸りて江戸のたてのふもとに一宿して、角田川の河舟にて、下總國葛西の入江のうちを、半日ばかり、よしよしをしのぐ、折しも霽れて、潮波の沖にかよひ　かくれて住し里々見えたり、なりしも都鳥、堀江こぐ心地して、今井といふ津より下りて、云々。

されば、天正十八年の疏通と云ふ事も、新創にはあらず。又中古の諸書、更級日記を初め、義經記、太平記、北條紀行などに、太井隅田の二流を渡れる記事を讀むに、或は太井を擧げて隅田を略き、或は隅田を擧げて太井を略き、或は利根を稱して太井隅田と混同する等、其稱謂の分曉を缺くは、蓋皆葛西入江ありて、二流の間を串連するを以て、諸河を混同して、差別を爲さざる者耳。○小名木川は舊名宇奈岐澤なるをば、貞享圖に「此川すじ、ぎやうとく行舟道也、うなぎ澤と云」と註せり、鰻鱺に因れる名なるべし。近世の俗、江戸前鰻と稱する者も、深川に採ること多し（延寶中の江戸雀には、女木に作る）偶然にはあらじ。

（女木）

海邊町

小名木川の南方、十間川に至る汎稱にして、舊名也、概して海邊大工町と云へり。深川の地域の、漸次漂堆の形狀を推考するに、牛島本所の南方に、最初に堆成したるは、大川端、元町、萬年橋、佐賀町を內邊とし、海濱は大島、蛤町、黑江町より、寺町（萬年町靈巖町）を經て、猿江に向ふ一線を外邊としたる三角洲なるべし。今も街路巷衢の形狀に參據し、本所二之橋より元町（森下）、高橋を越え、海邊大工町に出て、靈岩寺を左に見、稍西へ彎曲し、海邊橋を越え、寺町を過ぎて、黑江、大島に達する一路が、深川の大脈絡たる所以を悟り得ん。即海邊とは、其深川浦の造船匠の家ありしに起れる名にして、明曆以後、寺家武家の移置ありしより、更に變革を生せる也。今海邊の諸巷は西大工町、清住町、仲大工町、伊勢崎町、東大工町、靈巖町、加賀町等とす。（靈巖町の南なる平野十間川左右は、いはゆる木場なり、深川次期の堆成に係る、永代島も之に同じけれど、木場よりは早し、貞享圖、延寶圖等にて知らる）貞享圖に、宇奈岐川の口へ「此所にて舟つくる」と註せるは、船匠の此に居りしことを證明す。

（大工町）

新風土記云、海邊新田、往昔は海岸の茅野、又は沼地なりしを、慶長元年より開發、今の大工町の邊、及び所々にて續づゝ開きし地なれば、悉く散在新田なりと、されど通計若干の新田となり、正保のものに高千二百六十石、伊奈半十郎御代官所、寶六島海邊新田と載す、寶六島のこと、後世其傳を失ふ、今龜高村の內備に小名殘れり、ことは猶其條に辨ず、後に村內過半武家及び寺院の拜領地、引替地と爲りて、百姓商家の御免を蒙り、正德三年にいたり、御府內町並に加へられき。

靈巖寺

深川海邊町に在りて、今寺邊を靈岩町と命す、淨土宗の大伽藍にして、塔頭数院あり、靈光院、法禪寺、淨心寺等相連なる。砂子云、靈巖寺は道本山と號す、淨土宗十八檀林の一にして、寺領五十石、開山檀蓮社雄譽上人、（寛永の比）江城の東渚に大伽藍を建んと、善く四衆を勸進して、土一簣を運來る者には、則十念を授け、又血脈を與へて結緣せしめ、不日にして蘆汀變して陸地となる、今の靈巖島是也、明曆の回祿に、寺を深川に移さる。○靈巖寺、万治中の再修は、珂碩上人の勸募に因る、寺中に松平越中守定信（樂翁）の墓あり。

本誓寺

靈巖寺の西に在り、淨土宗を奉す。○文祿四年、本誓寺小田原より江戸に移り、日比谷獵師町の邊に地を賜る、後馬喰町邊に移る。（武江年表）元和三年、上下紀行に、本誓寺、誓願寺とあげしは、馬喰町邊にありし時の事也、明曆の火後、深川へ移る、即靈巖寺の西隣なり、山號當知といふ。

雲光院

靈巖寺の東南隣とす、其東隣は法禪寺と云ふ。寛永圖に、雲光院は柳堤の東端、馬喰町の北にありて、中古の郡代屋敷にあたる、法禪寺、彌勒寺等も其所に在り。明曆の火後、雲光、法禪は此に移り、彌勒は本所林町へ移る。○砂子云、雲光院は龍德山光嚴寺と稱し、淨土宗、寺領五十石、開山還蓮社往譽（潮呑信入）上人に

て、本願は阿茶局（東照公の侍妾、一位局、神尾氏なり、慶長十六年落飾す、元和七年、女御（東福門院）入内の時、局も供奉して玉座に近つき奉り、一位に叙せられ、因て本寺の事叡聞に達し、雲光院の勅額を賜はる、二品貞恕法親王の筆なり、發端、地は馬喰町にて、八千坪ありしが、天和中回祿し、今の地へ移さる、塔頭十七院。

法禪寺は開山英譽心阿上人、文祿二年、品川驛より移り、道三河岸の邊に居り、天和三年深川へ移る。〔武江年表〕

淨心寺（ジヤウシンジ） 靈巖、雲光二寺の南隣にして、貞享圖に常頼に作る。按に、明暦二年、幕府の老女三澤の局死す、此局は小堀遠州政一が妾にて、寛永中乳母にめされ、後に大奥に事へて重く用ゐらく、深川の地一萬坪を賜ひて、法苑山淨心寺を建て、供養の料として百石を賜はりき、

平野町（ヒラノ） 靈巖町淨心寺の南、十間川に沿へる街なり、甚名平野新田、今平野町と云ふ。凡平野の東南、山本町、吉永町、久永町、三好町、島崎町（以上十間川の北岸）冬木町、龜久町、和倉町、大和町、鶴歩町（以上十間川の南岸）など、皆一段の低地にて、謂ゆる木場是也。〔江戸名所圖會云、深川平野町に、俳諧師杉風の採茶庵址を傳ふ、杉風は杉山氏、鯉屋と唱へ、江戸小田町の魚商也、後隱栖して一元と號す、常に俳諧を好み檀林風を慕ひ、又芭蕉翁を師とす、此道に遊ぶこと凡六十年、翁常に興せられて曰く、去來は西三十三ヶ國、杉風は東三十三ヶ國の俳諧奉行なりと、杉風句集に、

白露もこぼれぬ萩のうねりかな　　芭蕉

深川は月も時雨る夜かぜかな、　　杉風

十間川（ジッケン） 小名木川の南なる一沮渠にして、佐賀町上之橋（カミ）に於て大川に通じ、東へ木場の中央を貫き、大横川に至る、長凡二十七町、或は仙臺（センダイ）堀と稱す。（木場埼川（サキカハ）橋にて横川と會する以東の水流をば、二十間川の流脈に數ふることあり）元祿六年圖に、此川なし、蓋元祿十三年、仙臺侯に課役して之を通ず。大略、淨心寺の東南は、元祿中まで沼澤なりしを、十間川貫通の頃より、木場の新地を拓かれしなり、平野新田も其頃に出來し歟。十間川、一名大島川。

永代橋（エイタイ） 深川佐賀町と、靈岸島（京橋區）との間、大川の最下游なる架橋なり。元祿十一年に創設する所にし、明治三十年、其位置を少南に轉し、堅牢の築造を爲す、長さ百間。

橋東に近く、正源寺（淨土宗）あり、寛永中、郡代伊奈氏の本願に因り、南譽上人開基すと、蓋江東に於て、造佛の嚆矢なるべし。寺説に、猟師町に創立と云へば、當時深川新田は、全く漁戸の部落なりけん。

永代橋望海、二首、　　服部南郭

東望天邊海氣高、三叉口上接滔々、布帆一片連秋色、欲破長風萬里濤。危橋爭著數州船、滄海潮高江上連、兩岸人家西北拆、長橋龍臥欲乘天。

佐賀町（サガチヤウ） 深川の大川岸、南偏の汎稱なれど、特に十間川上之橋、富岡川下之橋、并に永代橋の間を指す。此佐賀町と黑江町寺町に至る間に、巷名甚繁多なるは、元地町、代地町の沿革に出づる者にし、頗煩事に餘繁あり。元祿十三年の木場開拓までは、佐賀町の邊、寺町までの間を、材木河岸とせり、延寶、貞享の諸圖に見え、池溝縱に通し、次郎兵衛、藤左衛門、介左衛門等の町名を存す、沿革多かるべし。

深川寺町（フカガハテラ） 上之橋（十間川）と富岡橋との間、街路の東南側に、正覺寺、海福寺等の八精舍あり、今此邊を萬年町、龜住町の二に分屬す。

海福寺は黃檗禪派の一字也、初め正保四年、性源獨本和尙、自背庵を此地に創め禪居す、万治元年、隱元禪師の將軍家の招きに應じ來府するや、深川の庵に寓す、性源因て請て元を開山とし、寺號を建つと、自餘の諸寺も、其年代に置かれし也。

黑江町（クロエ） 永代橋の東、福島橋より富岡門前、及び富岡橋に至る間を、黑江と稱すべし。（福住町、一色町などを攝す）貞享圖には、介兵衛町、介右衛門町と云ふに當る。

富岡川（トミヲカ） 佐賀町下之橋に於て大川に通交し、永代島八幡祠の北界を過ぎ、木場の溜池に達す、長凡二十町。即十間川と二十間川の間に并行する一渠なり、此川早く延寶圖に見えたり。

蛤町（ハマグリ）（猟師町） 黑江の南に隣り、今蛤町、大島町、中島町の三に分ち、魚市場あり、滿水四周し、俗に猟師（レフシ）町と呼ばるゝは、古名なるべし、其南は二十間川越中島とす。

深川魚市場は、天正年間、攝津國の漁夫玆地に來り、深川（現今の元町）に住居し、漁業を營ゐせしに濫觴せり、爾來同業者漸く繁殖し、其地捕獲する處の魚貝を買收し、他方に販賣す、之を地小買と云ふ、寛永中新街を開き漁師町と總稱せしか、後日本橋四組問屋の仲買となり、安政五年町奉行所より下命せられ、七組魚問屋中、日本橋本船町組に班入せり、維新の後、特に市場を開設し、官許を得て、深川市場と稱す。〔貿易備考〕

汐干なり尋ねて登れ次郎貝、　　桃青

越中島（エツチユウ） 今越中島町、古石場町の二に分てど、人家は西北隅に散在するのみ、大部分は修固未完の堆洲にして、練兵場、試砲場に供用せらる。（大島、蛤町）の東南なる海中に擴延し、左は佃島、月島に對し、右は洲崎島に對す。

新風土記云、越中島は榊原越中守の舊地ありしに因る、延寶貞享ころの古圖に見ゆ、而も荒野なりき、其後寶暦中まで、海邊の干潟にて、葭葦の叢生せしを、曾融と云ふ禪僧、其開墾を伊奈半左衛門に願出けれど、染衣の身

なれば許されず、よりて商平助に其事を謀りしかば、平助の願により、半左衛門の計にて許を蒙り、同六年二月埋築の功成りぬ、爾來寄洲年々に加增す。○古石場（フルイシバ）町は、初め石置場と云ひ、越中島と洲崎との間に、閑地のありしに起る。越中島の演武は、幕府の末年、安政乙卯の頃に始まり、調練橋の俗稱あり。今に銃熕の試發射的場に供せらる、又近ㇿ商船學校を建立せらる。

二十間川（ニジツケン）　越中島、元洲崎（モトスザキ）と富岡、木場との間を、東西に通ずる一江にして、長凡二十四町、越中島調練橋に於て大川口に會し、洲崎島の東傍に於て海潮に入る。而も支脈は猶北に入り、十間川大横川の末を承け、東に折れ天神川に至る。

深川竹枝、原三十首、　五山

江口連橋蟲如廠、夕陽紅欲送歸鴉、佳期別在水雲裡、一葉扁舟藏猪牙

一帶春江烟色濃、來舟時與去舟逢、隔篷彷彿難看面、才認語聲輕呼儂、

延寶より天保の比まで、深川は府内に於て最歡管酒肉の豪奢地に推され、富岡門前の繁華は、一時淺草に凌駕したり。二十間川は大川横川に通し、各所小航の便あるを以て、遊舫客船、日夜織るが如く、幾多の風流韻事を傳へたり。富岡門前蓬萊橋の前岸より東、海に緣りて一條の沙嘴延伸す、古人の謂ゆる洲崎濱是なり。今牡丹町、佃町、平富町、平久町、島崎町と云ふにあたり、吉祥寺辨天宮は、即島崎町に存す。此濱町一帶は、新洲崎島に對し、元洲崎と號せしむべし。

（元洲崎）

細草新裙相映宜、妙音宮畔踏青時、蘆芽一寸堪爲管、玉指挑來信口吹、　五山

江戸名所圖會云、洲崎は元祿年間深津某と云ふ者、富岡八幡の東方の濱を築立て、崎に天女の宮居を建立し鎮守とす、もと此地は海岸なれば、眺望は極て饒かなり、殊更彌生の潮干には、都下の貴賤袖を連れて蛤を捜り、又は樓船を泛べて妓婦の絃歌に興を催するもありて、最も春時の一奇觀たり、又冬月は千鳥にも名を得たり。○元洲崎の平久町、島崎町は昔久右衛門町と呼びしが、寛政三年の洪浪に、家宅を一掃したる後、久く空地と爲りし所とす。○武江年表云、寛政三年九月四日、大嵐、昨夜中より大雨、南風烈く、巳刻高潮深川洲崎へ漲りて、あはれむべし、入船町、久右衛門町、壹丁目貳丁目と唱へて、吉祥寺門前に建つられたる町家、一時に海へ流れて行方を知らず、辨才天社損じ、行德、船橋、鹽濱一圓につぶれ、民家流失す、其外諸方家屋吹損し、川々水溢る、費時にいたり潮引く、關東筋すべて洪水あふる、洲崎の地、其後高浪の變計りがたしとて、西は入船町限、東は吉祥寺門前に至る迄、凡長二百八十五間餘の家居を取はらひ、空地になし置る。

富岡（トミオカ）　舊名永代島（エイタイ）、又新田島（シンデン）と云ひ、黑江蛤町の東、木場に至る間を云ふ、南は二十間川、北は富岡川を以て相限り、今富岡公園、山本町、門前町、仲町、東仲町、數矢町等に分つ。寛永年中、長盛法師、深川海濱に就き、斥鹵を修理して新地を獲、號して永代島と云ふ、遂に八幡宮を移祭して、僧寺を置き、江東の大祀と爲す。其地永代橋を去る十町許りに居り、歷世代謝熱冷の變なきにあらざるも、今に深川の名區とす、公園面積約二萬坪。

（永代島）

月落江頭半夜潮、船家艤艇候歸橈、女奴扶得醉人上、先點球燈照棧橋、　五山

武江年表云、永代島八幡宮は、延寶の頃、社より手前二三町のうち、酒肆茶亭をつくり、餘多の女をかゝへ、洲崎の茶屋と號しけるとなり、此地は海中へ築出したる島にして、遠くは房總の群山、近くは金城、芝浦を眺望し、佳景の所にてありしとぞ。紫のひと本云、永代島に八幡の社あり、此地江戸をはなれて、宮居遠ければ、參詣の人稀にして、島のうち繁昌すべからずとて、御慈悲をもつて、御法度ゆるやかになれば、八幡の社より二三町手前のうちは、皆表店茶屋にて、あまたの女を置て、參詣の者のなぐさみとす、就中島居より內をば、洲崎の茶屋といひて、十五六ばかりなる、みめかたちすぐれたる女をかゝへ置て、酌をとらせ、小唄をうたはせ、三味せんを引き、鼓を打て、後はいざ踊らんとて、當世流行伊勢おんどう、手拍子を合せて踊り、風流なること三谷（サンヤ）の遊女も爪をくはへてちりをひねる。○蜘蛛絲卷（天明中）云、昔は江戸に飯を賣る店はなかりしを、天和の頃、始て淺草並木町に奈良茶飯のみせありしを、諸人珍らしとて、わざ〳〵ゆきしよし、近古のさうしに見えたり、しかるに都下繁昌につれて、追々食店多くなりし中に、明和の頃、深川洲崎の料理茶屋は升屋祝阿彌と云ふ、京都風に倣ひたるなるべし、此者夫婦人の機をみる才ありて、しかも好事なりしゆゑ、廣座敷、二の間、三の間、小座敷、小亭、又は數寄屋、鞠場まであり、庭中は推て知るべし、雲州の御隱居南海殿、次男雲川殿、しば〳〵こゝに遊び玉へり、此兩殿は其頃大名の通人なり、諸家の留守居、府下の富商の振舞、皆升屋を定席とせり、其繁昌今比すべきなし。○江戸繁昌記（天保中）云、深川繁昌、狹斜爲最、曰土橋、曰中町、新地云、石場云、併櫓下、裳繼鶩坊、凡七所、更細算之、櫓下表裏之差、石場有新古之別、至妓院之數、不知上幾千戸、其間自有盛衰、旺氣互寄、聞昔者土橋爲盛、今則運於中町、新地漸屬冷索、石場卻向熱閙、然其運旋竟不外出、以今較昔、還是爲一大繁昌、一刻豪遊、萬金車載、爭輸其間、可謂盛矣、深川之俗、原來與吉原反、娼家聽客拉妓出、乃待戊元日、洲崎拜旭之遊、爲第一番、龜井戸之梅、墨田川之雪、佃島狼烟、兩國納涼、莫弗徃焉、莫弗醉焉、吉原

明色內重、夜陰宮貫、[illegible]夫甚裳、淺色紋淺、深川明暮尚
重、酒落宮貫、淺色薄衍、筒袖紋淺。

深川八幡宮（フカガハハチマン） 又富岡八幡と云ふ、即公園に在り、深川を
境及び鑁岸島新町の鎭守と稱す。寛永元年、長盛法印勸
請し、寺を置き之を奉ず。明治維新、神佛分離し、境內
は拓きて公園と爲る、已にして又不動堂を置き、專ら一
境を共にす。〈富岡八幡宮、舊別當は、金剛神院永代寺
なり、仁和寺宮の御詠あり「立ならぶときはの松も色そ
へてなさまるみ代はながき代のしるし」園女（ソノメ）塚は、永代寺
林泉の內にあり、正德年間園女といひて、俳諧を好める
婦女之を植う、歌仙櫻とも名づく、今は枯れて僅に存せ
り、其頭三十六株ありし故なり、永代寺山開（ヤマビラキ）とて、每年
三月二十一日より、同二十八日迄、寺內を開きて、林泉を
諸人に見せしめしが、今は常開して公園となす、又當社
門前一の鳥居より內三四町ヶ間は、兩側茶屋酒肉店等を
並べて、常に絃歌の聲絶えず、殊に社頭には二軒茶屋と
稱する割烹店などありて、牡蠣、鯛、鰻、鱸等の料を以て此
地の名物とせしが、是も今は衰へたり〉

深川不動堂（フカガハフドウ） 下總成田山新勝寺の別院なるが、當寺を
云ふ、[illegible]不動は元祿年中、江戸に出開帳ありしより
て、大に著名と爲せしより、江戸の民心に深く染着せしか、
崇拜の徒踵を逐ひて多し。殊に名優市川團十郎が、深く
人にて、成田屋と號して一家を成ししも、不動と才牛と
の童名共稱の因緣あるに因れり。天保の比には、淺
草の藏前八幡宮の境內に、成田山出張所ありて、江戸の
講中信徒の會場たり。明治二年永代寺吉祥院を借り受し、
十一年に至りて公園內に堂宇建造の公許を得、十四年入
佛供養す。

寺背閑園春暮天、踏青遊人往留連、[illegible]
門前金輿岸花[illegible]、　　五　山
芳[illegible]、[illegible]、紅[illegible]見た、
紫雲山下笑相逢、

永代寺（エイタイ） 古義眞言宗、明治維新に至る迄、富岡八幡宮の別當として、眞
言宗、關東五箇寺の隨一に數へられたる名刹なりしも、
明治元年六月、神佛混合を嚴禁せらるゝや、永代寺も亦
分離し、遂に其寺名をも廢絶し、本堂は[illegible]に光明院の境
內は、堺中の吉祥院に併合せしめたり、明治二十九年、
吉祥院を改め、永代寺と稱し、名實を復興す。〈東京名所
圖會〉

數矢町（カズヤ） 昔三十三間堂の境內にして、公園の東なるを云ふ、其
堂は[illegible]、明治の初めに廢、其地に併せられしこ
ともあり。〇砂子云、深川は葛西領なり、富岡八幡宮、
洲崎[illegible]、皆[illegible]の地なり、八幡の東に昔三十三間
堂あり、[illegible]に移す[illegible]、[illegible]年、大風にて
轉倒し、今に再建なし。〇延寶、貞享の北の圖を按ふる
に、三十三間堂の跡は、當時海中の埋立にて、永代
島の最端にあり、紀州家の[illegible]にや、紀州藩邸と
標せられたり。今の島田町、入船町へも渉りたる如し。
元祿十一年、[illegible]三十三間堂を[illegible]
しめ、其[illegible]、武江年表云、元祿十六
年十一月廿三日、夜八時、地震[illegible]、大地震、
戸障子たふれ、家は小船の大浪にゆらるゝ如く、地二三寸
より所によりては六尺程割れ、砂をもみ上げ、あるひは水
を吹出したる所もあり、石垣崩れ、家藏潰れたる家より火あ
り、八時過、津浪、差引四度、地震數度あり、相州小田
原は分て夥しく、死亡の者凡二千三百人、小田原より品
川迄一萬五千人、房州十萬人、江戸三萬七千餘人、深川
三十三間堂倒る、寶永十二月まで震ふ事止まず、[illegible]
[illegible]千五百石なりありすなどこそ[illegible]
にぞ引。

木場（キバ） 木置場の端にして、富岡の東方にて木場町を[illegible]目
とし、其近邊に數萬坪を[illegible]なり。本路十間川、
海邊橋の東、南邊に渉る。其木材を貯藏するや、倉庫に
納るゝの外、池中に浸養して、其價の騰するを待つ者多
し、故に其家に池を造ること、比々皆然り。
武江年表云、元祿十二年、永代島築地六萬坪成、深川佐
賀町、今川町の邊にありし材木問屋、六万坪に地を給は
りて引移る、今の木場なり。又此邊の地勢、西なる永代
島も、東なる砂村も、昔は海の北に、已に陸土を成しけ
れど、其中間は小灣を抱擁して、爾後猶久く洲渚を遺る
を得ざりき。元祿十年、願人あり、永代島の東なる洲渚
十五萬坪を填築し、深川木場町を此に移す、武江年表に
六萬坪とあるは非なり、當に十五萬坪に作るべし。凡元
祿より享保まで、願人武田列右衛門等の官に請ひ、填築す
る所、合計三十八萬坪と稱す、皆木場の近地とす。

洲崎（スザキ） 今[illegible]と云ひ、木場の東、元洲崎辨天祠の東南の
海中なる築島にして、方四五町許、石壘を以て自防し、
一門を開き、橋を架して他に通ず、其地吉原に同じ、此
地は明治二十六年に成り、根津の妓樓を移す、乃吉原
に並び、府內の二特許地と爲る。
[illegible]秋廿六夜待涼、待月海亭讓貴長、雲就門更[illegible]影、
一時兒女拜東廂、　　五　山

平井（ヒラヰ）町とは洲崎濱邊の北なる新田にして、木場と砂村と
の中間なり、平井新田と稱し、明和二年開拓、二十萬坪
と稱し、[illegible]工役を竣れり。〈武江年表〉平井の北な
る六萬坪新田は、又石小田新田と稱せしが、今豐住町の
名を負ひ、六萬坪の北に、即十萬坪新田なり

十萬坪（ジフマンツボ） 又千田（センダ）新田と稱し、八右衛門新田、海邊新田、永
代新田等と入合ひ、填拓にして、平井六萬坪の北、猿江の
南に一[illegible]を成せ、其一區中にも、小名を附ける
[illegible]、[illegible]の推[illegible]べし、[illegible]
して八右衛門新田と云へり、其南方は全く荒蕪、享保の
北に成立せる[illegible]さかど、當邊の境なれば、

今は扇橋、石島、千田等の町名を頁ふも、人煙充實せず。

扇橋（アフギバシ）　大横川に架し、（大横川の、小名木川と交叉する以東には、二十間川とも呼ぶ、扇橋は其交叉點にあたる）海邊大工町より、小名木川の南岸に沿ひ、砂村、龜高に至る路頭とす、小名木川航走の舟之に集まる。光緒五年扶桑遊記云、至扇橋、登輪舟、輪舟既駛、習習風來、舟傍岸行、故不甚捷、沿途附載者絡繹、遙歷停、時聞機管洩氣作聲、似此輪船凡有數艘、以往來武總間、所經諸處、日行德、日松戶、日關宿、日古河、毎逢村郷停泊、必停舟以待客、武總二州、貨舶商旅、有如梭織、舟入利根川、始轉向北、諸州轉運之舶、帆檣出入、日約四百艘、當日根川支流處、其北數十里、有一埠、巍然聳峙、是爲鴻臺故壘、時川盡平洋、舟行漸駛、俄而夕暉匿光、水輪耀彩、但見兩岸樹木扶疎、燈火隱約、帆影與波光相上下、閒之同入、舉目可達古河驛、拔自東京至日光、必取道於古河驛、而有水陸兩途、陸近而水遠、陸行一百六十里、水行二百二十里、以隨流多紆折也。

猿江（サルエ）　小名木川と竪川との間、大横川、天神川を左右に帶ぶる一區は、泛稱猿江と呼ばる。其西北角柳原（ヤナギハラ）町は本所區の管內なれど、自餘の街巷（猿江町、東町、裏町、本村町、上大島町）は深川區の現管とす。

猿江の御材木置場は、幕府の時の官設に成り、方五六町にわたる、今も宮內省御料局の保有に係る。貞享圖には此邊皆白田とし、天神川も、小名木川以南に通せず、扇橋もなし。○新風土記云、猿江村は村內鎭守稻荷の社傳に據れば、古へ爰に入江ありて、康平年中、猿藤太と云もの溺死せしより、猿江の名起り、其後村名にもいはせりといへり、されど古は深川村の內に屬せしにや、正保改定の國圖、及び其頃のものに此村名を載せず、元祿年中の國圖郷帳等に、始て猿江村と載たれば、一村となりし年代、推して知らる、享保の頃までも猶蘆萱など生せし地殘りしと見えて、本所深川邊新開の事を記せしものに、享保九年、猿江御鷹場の內、水地の所、芥をもて埋立つと載せたり、昔村落をなせし限りは、東の方大島村境より、西の方大横川に及びしが、寛文年中、所々武家及び寺家の賜地となり、今村地の分も入交り、所々散在せるを以て、廣狹四隣等悉く辨しかたし。

本所區

本所區（ホンジョ）　深川區の北にして、東は天神川を以て龜戶村と相限り、西は大川に臨み、兩國、廐、吾妻の三大橋を架し、以て江の內外を通す。小梅、須崎、押上等は全く村莊なれど、近年皆區內へ入れらる、人口十四萬。

本所は舊名牛島（ウシジマ）本所と云ひ、中古の庄田に出づ、寛永圖に、江東を總べて牛島と記し、本所を擧げず。明曆の火後、府內の邸宅を江東に移すや、萬治二年大橋成り、尋いて竪川、横川以下の江渠を造り、牛島の本所を收めて、大小の諸家及び民戶に分給せらる。是より本所を以て專江東の大號に呼び、牛島の舊名亡ぶ。されど當初の本所は、竪川の兩邊、横川に至る諸坊是なり。北本所は石原と稱し、石原の北は中之郷の分域とす。中之郷の北に、小梅、須崎あり。又横川の東は、柳島村（龜戶）の田郊なりしが、皆收められ、坊巷の經營は、天神川（横十間川）の外、五目（イツツメ）通に達したるを想ふべし。柳島の北は押上村にして、北十間川在り。

牛島（ウシジマ）　後の本所、中之郷、小梅、須崎、押上、請地、柳島等を總べたる郷名にして、小田原役帳に、富永彌四郎知行、百五十貫文、江戶牛島四ヶ村とあるにて之を悟るべし。其四村は（新風土記に中之郷、小梅、須崎、押上を以て四村に擬定す）今詳ならずと雖、此一郷が、隣村寺島、小村江、小松川等と相離れて、葛西御厨の外なりしは、最注意すべき舊事とす。正保國圖には、牛島の名を擧げず、本所、中之郷以下、龜戶、深川など凡九村、皆かの御厨の外なる里名を載せたり。再按、牛島四村は、永祿の頃一郷を爲して、江戶に附屬せるが、其初めは一庄にて、本所方、地頭方の區分ありしことは、本所と石原との下に註するごとし。

慶長見聞集云、角田川は川なかばよりこなたには石あり、あなたは皆沼也、爰に淺草の童部共、下總國にわなき事をあなどり、五月になれば印子せんとて、舟に石をひろひ入れ、河向牛島の里へ舟さしよせ「うなゐ子が打垂れ髮を振さけて向ひつぶての袖かざす也」とよまれたるも、思出さるる計也。○天正十八年日記云、うし島といふ所の大太郎、うし島邊の古ゑづ持參、所持の田地のゑづ出す。○寛政中撰、江戶往古圖說云、今より百年前迄は、本所も新島と呼びし事、明曆の比のものに見えたり。

本所（ホンジョ）　今本所區の南西偏を以て、本所の舊域とすべし、其兩國橋を承くる邊を元町と云ひ、南本所（ミナミホンジョ）とも汎稱したり、北本所は其北にして、石原の一名なり。本所とは、蓋牛島本所の義にして、牛島の諸郷村が、往昔某家の私有たりし時、本所方、地頭方等の下地を割きしに出づ、中世の莊園制に考へて、其意義を知るべし。小田原役帳に、石原惣領と云ふに因り、彼地は地頭方たるを推定し得べく、又同書に地頭方、本所方の古例さへ遺れるに徵見して、牛島四村は一莊にして、本所方、地

頭方に分れしを知る、或は本庄にも作れど、其本義に合はず。○武江年表云、万治二年より、本所深川に地を築き、道をひらき、川を通し、橋をわたし、武家屋敷に御定めあり、其後天和二年火災の後、回向院と今の法恩寺辺屋敷の通り、町屋計残り、其外本所の武士地町屋は上りて、元の田畑となり、元禄元年又昔の通り、武士地町屋となれり。

葉落舟中、賦示諸君、　　浩　甫

春風習々吹酒釆、春水溶々帶花流、欲起南翁論句律、只道扁舟下二州、

本所元町（ホンジョモトマチ）（南本所）

両國橋の橋畔にあたり、總名南本所と云ふ、今元町、藤代町、尼上町、松坂町、小泉町、横網町等に分つ。大川を前にし、小名木川を横にして、江東の要衝とす。此地は舊治の江東指衝の前に在りて、早く已に津邑と爲り、葛西より江戸に入るの渡口たり。

（横網町）横網（ヨコアミ）町に大廐部あり、幕府の時、御竹倉と稱したり、今陸軍省の所管と爲り、諸軍用材料の倉庫とせらる。（江戸會志云、本所の米倉は、もと材木倉なり、故に竹倉の稱今に存せり、建置の初め詳ならず、本所表町名主、五郎左衛門家藏文書、寛永元年、南本所割付の内に「下島三町七反六畝十二歩、内四反五畝二十三歩、御藏屋敷に成」とあり、蓋其頃に創建ありし、後世漸く推廣められしものか、近代は廣さ凡四萬六百坪餘あり、享保十八年に、材木は猿江へ移し、倉廩の數、凡二十七宇、二百七十戸前あり、而して淺草、本所の兩倉に貯ふる米穀の數は、一書に、弘化四年閏四月の在高、米凡三十五萬石なりしとぞ、又弘化三年より嘉永元年まで、四ヶ年の入津米を平均して、一ヶ年百四十二萬石といへり、又嘉永二年四月在倉高、

一米四十五萬八千七百二十四石　　武家米

一米三十萬五千八百十六石餘　　商　米。

回向院（エカウヰン）

本所元町に在り、江戸明暦丁酉の火災に横死せる無縁亡魂の回向場として建てらる、後刑死無告の徒なども葬ることしたり、近年は專寺内に相撲の角技場を開くを以て、建寺の本意を失ふに似たりと雖、土俵の開場ことに、府内の貴賤群至して、回向院の名世に喧傳す。砂子云、國豐山回向院は、増上寺貴屋上人を開山とし、信譽上人を二世とす、明暦丁酉正月、十八、十九兩日の火災に死亡せし所の、十萬七千餘人の亡魂のために、嚴命に因て草創ありし道場にて、不斷念佛の地なり、三昧堂は、萬治年中御仕置所より、牢死刑死の亡者のため建立ありし一宇也、江戸市町を、毎日佛前に廻る僧十六口住す、諸國より開帳のため來寺の靈佛は、多く當院に於て拜せしむ、群集に便りよき地なる故、參詣者多し。○武藏鐙に、明暦の大火の始末狀況を詳に錄し、其末に曰く、此度の大火に、死亡十萬二千百餘人（徳川四代實紀には、過去帳を援き、二萬人とす、一說一書には、古記を引き一萬四千餘人とす）一類眷族の有ものは、尋求めて寺に送りしも有れど、大かたは河原のものに仰付、牛島といふ所に舟にてはこびつかはし、六十間四方にほりうづみ、あたらしく塚をつき寺をたて、諸宗山無緣寺回向院と號して、蹟をとふらひ、不斷念佛の道場となされけることこそ、有がたけれ、江戸中の老若男女、貴賤連れて參詣し、香打擲げて念佛し、回向することぞ尊けれ。○史料叢書云、當時相撲行司、木村庄之助の先祖は、前田伊豆守樣御家來にて、中立羽左衛門と申、年月不知、御暇願ひて浪人致し、寛永年中、寺院宮地爲造營、御屋敷樣方より力士相撲、勸進當相撲と申を始め、右奉加を以、堂宮造立致候義に有之、右中立羽左衛門より二代目に至り、木村庄之助と名改、右代目庄之助義、寛延二巳年八月中、肥後國熊本に吉田豐後守家之孫有之由承、右吉田家は職業にては追風と名乘、元來舊家にて、乍恐、後鳥羽院様相撲御節會之節、本朝相撲御行司と、蒙勅命候家柄に付、庄之助罷越、右御規式往法傳請、門弟入致、日本相撲行司目付と被定、右目付之議は、以後御節會相撲之節、東三十三ヶ國力士どもを庄之助召連上京仕、行司相勤候様に、吉田家より被申渡、西三十三ヶ國は、同家にて力士共召連、相勤旨被申渡、貞享元子年勸進當相撲御免被仰付候に付、深川八幡境内にて、始而興行仕、夫より永御免にて、相撲年寄と申合、年々所々にて、勸進相撲興行仕候、寛政亥三年四月中、本所回向院にて興行仕候、云々

竪川（タテカハ）

本所區の南偏を貫通する直溝にして、本所元町に起り、東へ馳せ、中川逆井（サカサヰ）橋に至る凡五十町。深川區の小名木川の北八町許に並行し、大横川、横十間川（天神川）の二流之と相交叉す。

新風土記云、竪川は淺草川の支派なり、本所一の橋（俗曰一ツ目（ヒトツメ））より逆井渡まで、一里八丁餘、直流して中川に達す、萬治年中本所堀割のとき、徳山五兵衛重政奉て疏通せしと、一說に江戸横山町と、東葛西（ヒガシカサイ）逆井渡頭とに、狼烟を揚て標準を定め、幅二十間、深一丈四尺の川路を堀割しと云へり。○竪川の西邊に、南北各一條の直街あり、竪川通と云ふ、又一之橋より五之橋まで、次第して數ふべし。一之橋は本所元町より、深川元町に通し、其街路曲折す　二之橋は石原藏橋の邊より、深川高橋海邊橋に達する直條にあたる。三之橋は中之郷より、南竪川通に達する直條にあたる。四之橋は押上より、柳島を經て、深川區猿江、小名木川に達する直條也。五之橋は郊外に屬し、龜戸、大島の二村界とす。

南竪川通（ミナミタテカハ）（一目）

一之橋千歳（チトセ）町に起り、松井町（二丁）林町（三丁）徳右衛門町（三丁菊川町と混す）柳原町、猿江本村町（江戸區に屬す）等を貫通し、天神川外にも及び、郊路と爲る。千歳町は舊一日（ヒトツメ）と呼び、幕府の時、江戸盲人

の惣錄邸あり、今も町場に江之島神社遺りて、元祿年中、杉山檢校が江島辨財天を勸請したりと云ふ、昔即此也、今其の墓は彌勒寺に存す。

彌勒寺

南竪川林町一丁目、二目通にあり、慶長中、僧宥覺開基、本尊は川上藥師と云ふ。○砂子云、萬德山彌勒寺は立川二目に在り、眞言宗新義派觸頭にして、寺領百石、元は馬喰町に在りしが、天和二年深川に移し、元祿中又此地に移る。

北竪川通

一之橋元町に起り、相生町(五丁)緑町(五丁)花町(二丁)柳原町(二丁)茅場町、松代町(三丁)等を貫通し、市の外には五之橋町(龜戸村)と云ひ、堤路逆井橋に達す、即下總街道、市川驛、行德驛に向ふ者是なり。

往時は南北の竪川通、共に片町にして、商工の開店は其數少なる片町に限り、裏町は數坊あれど、悉皆武家邸たりき。北竪川通の如き、其北裏は北割下水に至るまで、大小の邸宅此に布き、其間に四五の代地町ありて、平民を置かれしに過ぎず。割下水は南北の二溝あり、南なるは横網御藏の後より起り、大横川に達す、之に接して柳島、柳原の間にも南割下水ありて、天神川に達す。

石原 (割下水)

本所横網町、天神橋通の北、厩橋の邊より、北割下水三之橋通以西、一帶の汎稱とす。今の石原町、外手町、新町(若宮町北新町の二に分つ)番場町、表町、荒井町等是なり、故に北本所とも呼ばる、新町に牛島神社の旅所あり。

石原は小田原役帳に多く載せ、牛島四ヶ村の中の、本所方に對せる地頭方なりけるが、後世本所を以て惣名とし、牛島、石原の名は共に廢し、石原は僅に北本所の局名と爲りて遺れる耳。彼書に「二十五貫文、江戸石原惣領分」七貫文、石原内宮内分、太田新六郎知行」また「六十六貫文、江戸下石原道善名分、龍崎文四郎知行」とあ

(北本所)

れば、大村と謂ふべく、其惣領と注するに因り、地頭方の惣領、寄子等に配分する本田たりしこと推斷せらる。○(一書に役帳なる石原は多摩郡の布田、石原にあてゝは信け難し、太田氏知行内の寄子給なれば、遠き布田、石原にはあらず)

中之郷 (原庭)

石原の東方、及び北方にあたり、南北にわたり、大横川の東にも飛地、代地あり、南も吾妻橋の東なる元町、瓦町、竹町、原庭町の邊を元村域とす、即源森堀を以て小梅村に界せる者とす。文政中の閣老、水野羽州(沼津侯)の營造せる別莊は、今其假山水のみ舊に仍る、當時落書、甲子夜話に見ゆ、

澤潟の中をくゞりて蓼草、　　沼津
かきあつめしとしられける庭、
立寄れば柳に移る水の面、　　諸人
うき、はだしに遣はれにけり、　　水青

中之郷は本所の他の街巷の整齊に似ず、田舍部落に就きて、宅を布置せる者とす。凡寺院武家民家當初(萬治以前)より田圃間散在したり、但其東方にある横倉町、横川町、業平町等の宿驛なるは、萬治年中の割町なれば也。○此中之郷、卽牛島石原の中部ならん。又文政元年江戸朱引圖に、中之郷、押上、柳島等は府外におかれたりき。今原庭町の東盛寺は、寺傳に寛文中黃檗宗禪師の建立にて、定林寺と云へりと、然れども延寶、元祿の諸圖に見えず、疑ふべし。寛保の比、俳諧を學ぶの徒、定林寺に芭蕉堂を置き、寺號をも桃青と改め、後寶暦中々興して、東盛寺と改む。此東盛寺芭蕉堂のことにつきて、松浦侯の甲子夜話にも一說あれど、皆信すべからず。

業平橋

中之郷、八軒町の東、大横川に架す、八軒町南藏院に業平天神と云ふ祠堂あれば也。

此處王孫遊、古來落日情、白石洲鳥白、京國至今愁、
江上絶句　　南郭

砂子云、中之郷南藏院の天神社は、在原業平朝臣を祭るとて、其塚もあり、名所記に、業平此所にて舟沈みて死しけるを、業につきこみたりと云ふは虚也、吾嬬子に業平の塚と呼べる相模の墓と記す、又一本に業平と云ふ武士の討死せし塚と、又一書に、永祿の比、里見北條合戰、里見義廣の弟成平、此所に戰死す云々、在五中將此近き隅田渡に至り給ふにすがりて、兩事混合したるなり。○武江年表云、天和年中、本庄の内綾瀨川の水流を業平橋筋に引て、又本庄中に掛らるゝを、白堀上水といひ、享保中に停らる、其上水の川筋、今も業平橋の東北の方の橋際より、葛西領世[illegible]寺の方へ通りて、小川一流あり、是則其白堀上水の筋なり。

横川

源森堀の末にして、中之郷八軒町より南へ、直線に本所深川の地を横斷し、木場、二十間川に至る江渠なり。其間に立川、小名木川、十間川と相交叉し、東は天神川と相並行す。天神川を横十間川とも呼ぶに對し、横川を大横川とも呼べり。業平橋より南へ、深川石島町大名島まで、長一里餘を、幅二十間に堀られしは、万治年間の事とす。(新風土記)其南には或は二十間川と稱し、水脈相通ずれど、流派を異にす。又當初武家と民家との配置を想ふに、此横川も立川と一樣に、其水緣の片町を商工の徒に給與せられたり。後年に至り、河岸にも民宅を建て、代地町を武家邸に交雜し、漸く亂れたれど、明治改革までは、大略故規を失はざりき。

柳島

本所區横川以東の汎名にして、舊柳島村の地を拓ける巷坊なれば也。柳島の南偏、竪川の邊を特に柳原と呼び、天神橋通の邊を、特に柳島と呼ぶ。○一書云、柳島とは、龜戸の天神よりは西、押上村の東をいふ、昔この所に柳おほかりしゆゑ、梅若丸を隅田川に葬る時、此村より柳を堀て印に植しといふ、發句に「めは

り柳しまのぬれ衣しばしかな」。

錦絲堀（キンシボリ） 南割下水の南方、大横川、竪川の間なる一部にして、今柳原町、茅場町、松代町、錦絲町等の坊名あり、（竪川の南、猿江の郭内にも、柳原の名を及ぼす）四之橋（ヨツメ）四目の横條にあたり、此邊の花戸に牡丹を養ふ者多し、四目牡丹の名は、都下月令の更初に紀せらる。（錦絲町に近年鐵道停車場あり、本所驛と呼べ、總武線の首程とす。平井、小岩を經て、市川（國府臺）に向ふ。

天神橋通（テンジンバシ） 本所區の中心を東西に縱斷する一線にして、横綱町、石原町の間より起り、法恩寺橋を經て、柳島の天神橋に達し、龜戸村に入る者とす。南北の割下水は此直路に非行して、等距に在り。〇天神橋通の柳島は、今柳島町、太平町、梅森町、横川町等に分つ、（南北共に割下水に限ると知るべし）北割下水の北にも、柳島元町の名あれば、北十間川まで延せるを想ふべし。

臥梅漫雪菅王廟、垂柳醒烟在五橋、須放清樂來看玩、一川淡水帶春潮、　星　巖

法恩寺（ホフオン） 天神橋通柳島に在り、今寺邊を太平町と命名す、此寺の北に本法寺あり、共に法華宗を奉ず。寺に法恩寺は平河山と稱し、江戸城平川口に在りし古刹なるを、數轉して後、此に移されし者とす。〇砂子云、平河山法恩寺は柳島に在り、開山日住上人、江戸城主太田道灌、息男源六の早世菩提のため、一宇を建立し、法恩寺と號せしむ、始め城中平川口に在り、後神田へ移り、（寛永圖に見ゆ）谷中へ移り、（寛文圖に見ゆ）元禄中柳島の此地に移る。（丸之内の本住院址を參考すべし）

靈山寺（リヤウゼン） 法恩寺の北隣にして、本法寺の南なり、常在山と稱し、[illegible]淨家十八檀林の一に、[illegible]なりき。十八檀林とは、寺内にては、芝增上寺、小石川傳通院、下谷幡隨院、深川靈巖寺、本所靈山寺なり、他は相州鎌倉光明寺、武州鴻巣勝願寺、常州瓜連常福寺、下總飯沼弘經寺、小金東漸寺、武州川越蓮馨寺、下總生實大巖寺、常州江戸崎大念寺、上州新田大光院、館林善導寺、武州八王子大善寺、岩槻淨國寺、下總結城弘經寺等是也。

押上（オシアゲ） 柳島北割下水の北 北十間川に至り、東西の横川に限らるゝ一部を、押上と呼ぶを得ん、然れども押上村は元狹少にして、此一部の中にも、中之郷（業平町）柳島（元町）の替地頗廣きを占めたり。但し押上堤の外・請地村の方にも押上分の田宅散在すと云ふ。貞享圖に、押上大雲寺、及び[illegible]寺あれど、最教寺の名を載せず。

新編風土記云、押上村最教寺は、法華宗、慶長六年の起立なり、寺寶に一古幅を藏む、之を蒙古退治曼荼羅と唱ふ、長六尺五寸、この幅の裏書には、弘安四年七月、蒙古西海に來寇せし時、鎌倉將軍宗尊親王、宇都宮三河守貞綱に命じて、日蓮の許に遣し、蒙賊退治の祈禱とし、兩面四天王、八大龍王、日月の旗に、大曼荼羅を書せしめらると云へり。

天神川（テンジン） 又横十間川と云ふ、大横川の東に並行し、上は北十間川に通じ、下は二十間川、平井新田に達す、長凡一里、其間に五橋、小名木川に交叉し、今は市と郡村との境界を、此水際に定めらる。龜戸天神社は、此川の東涯に在り、故に採りて、横十間川に名づく、もと萬治年間、横川、竪川等と共に修造せられし堀川とす。〇北十間川の交會岸に、法性寺妙見堂あり、柳島の妙見堂と稱する者是也。

いの八

向島（ムカウジマ）（現内郷） 本所區小梅より隅田村に至る江岸一帶の總稱にして、或は隅田堤とも、葛西堤（カサイ）とも云ひ、詩人作して墨堤（ボクテイ）とも云へり、[illegible]香花[illegible]の景趣、都下に冠たる[illegible]、貴賤の遊賞、今に絶ゆることなきの地也。

上女春遊趁好晴、墨江風景冠新京、官家比古翻新色、都鳥于今始副名、漫水渡頭船尾濶、落花堤上馬蹄輕、佳期剛在垂楊裏、一片樓臺送笑聲、　雪　江

若落長江秋水清、南條扶杖寄吟情、眞蕪半老風無力、白雁高飛月有聲、松下金光孤鶴靜、烟中人語一船行、當田未遂平生志、此處聊應消世緣、　良　齋

近年埼玉郡を貫ける東武鐵道線は、向島に吾妻橋、曳舟、白鬚、鐘淵の四停車場を開き、北千住、草加、粕壁の方へ往來す。〇江戸繁昌記云、江流一碧、自西北來、截界綏武、有[illegible]、富士披雪乎坤、筑波插天乎艮、千里隔空、雪千遂々闊眼、是此間大觀也、一帶長堤、宜乎觀月納涼因也、宜乎雪、明乎晴賞林、宜乎霜、閑清蘆岸楓、寺寺鐘磬、宜乎落葉之時、風帆往來、漁舟出沒、宜乎結網、[illegible]、枝濃鬧遠、有[illegible]之名、此江都第一勝境、四時異景、早晩改觀、雨之濛粧、晴之濃抹、其奇具矣、非[illegible]也、伊勢物語云、立江上而顧望、則只覺[illegible]之遠、[illegible]日、日且暮、便上舟、淺水[illegible]、莫[illegible]、[illegible]見[illegible]鳥浮沫、[illegible]觜並紅、問之曰都鳥是也、悲意二字、[illegible]可想、[illegible]原[illegible]都之[illegible]、業堤植櫻、花時雜沓、亦復爲江都第一、若夫自小已學、[illegible]梅莊梅[illegible]造、[illegible]風[illegible]和、[illegible]下人、數里長堤、櫻花[illegible]、疎々密々、[illegible]、[illegible]西南、則[illegible]風[illegible]、吹[illegible]落千片雪[illegible]、夾[illegible]木母寺之間、遊人如織

隅田堤（ダ） 隅田川東岸の堤にして、即櫻花の勝地なり、詩人之を墨堤といひ、木母寺の邊より枕橋に至るの間をいへり、其の堤路磬折して直ならず、處々其の趣を異にせり、新編風土記、須崎村以北を隅田堤と唱ふ、此堤は隅田川前よりありしが、徳川氏[illegible]修築し、[illegible]、[illegible]十八年六月の條に「小むめより權右衛門かへる、水出さきつよ

く、つゝみふし人中付候由、ほり長さ千五百七十五間、つゝみつきたて、明日よりはじむべし」又「すた村ふし人中附ろ」云々、而も中之郷岐哖守哉、永祿十一年隅田景秀文書に「須崎堤外島之事」云々とあれば、是より先已に堤防あり、墨水遊覽志に、今の大堤を以て、太田道灌の所築とするは、杜撰辨ずるに足らず、江戸名所圖會に、天正二年、北條氏の所建とするも、蓋し四神地名錄なる、熊谷堤のことより推して、此說を設けしなるべければ、是又從ひがたし、大略之を言へ、近代には天明丙午、大水の後に大修築あり、堤の高さも加はる、櫻樹も其時重て植ゑしものなり、其以前は堤高からず、三圍の石の鳥居の笠木も堤の上へ出たりしが、三股中洲の新地取拂ひ、其土を以て高く築上たりと、此大堤の外、昔は水田のみ多かりしが、今は人家工場漸次に出來て、稍閑靜を缺くの嫌あり、唯水神の森の近傍のみは、僅に昔景を存せり、故に秋に至りても、一繩賓雁の落る聲もなく、更夜亦秧鷄剝啄の音を聞くも漸稀なりといふ、〔東京名所圖會〕墨陡植櫻之碑文云、墨堤、自德川氏建覇府、地屬射獵之囿、其堤經隅田寺島須崎小梅四村、至枕橋、長二千一百間餘、木母寺西陂、俗稱大堤、嘗置行殿於木母寺、以寺北閑曠地、為遊覽之場、顧有公擇櫻種於常州櫻川、植之陡上、蓋借樂之遠處、而植櫻之權輿也、享保二年、有德公又使植於堤上、及寺南古道、而當時所植、以隅田為限矣、寬政以降、世運極盛、園鄕之農、以種樹為業、故其工費貲民力、文化中寺島花戶、謀貲於白鬚祠南北、天保二年、又分種寺島須崎小梅三村、由是列植始達三圍祠上、明治維新之後、又補其闕、而堤上無林丘擁護、接壤闤闠、當郷路之衝、平時來往之絡繹、風日沙塵之觸蝕、根幹為受其害、與夫山陬幽蹊、全其天者迥異、以故櫻之受年、大抵與人壽齊、苟無植之不繼焉、有數而歸盡矣、十六年冬、墨上同人相告共謀、度長堤而栽培者、計一千株、云々。

小梅（コウメ）　昔村名にして、牛島中之郷の北を云ひ、其分域は押上、請地等と相交雜せしも、大略源森堀、枕橋以北、三圍の邊を主部とす。近年全く收められて本所區へ入り、新小梅町、小梅町、小梅瓦町等に分つも、村莊の態を失はず。

小梅村　　大田蘭香

繞村野水碧鱗々、垂柳陰深絕點塵、穿破菜花黃世界、
一群紅袖趁春人、

小梅は昔梅香原と稱せし由を、三圍稻荷緣起に載せたれど、正保國圖には、已に今の如く小梅村とあり。〔新風土記〕梅香原とは、詐なるべし、天正日記にも小ムメと云へり。引舟堀は古上水川とも云ひ、龜有、溜江の方より來り、小梅の東を流れて源森堀に入る。

隅田川東岸之楓樹、近日石濱酒樓主堀創植之、自隅田村至小梅村界、沿堤亘十餘里、堀姓川口氏、名娜保、本北里有名歌倡、今年六十餘、猶結束淸楚、善應接賓客、而氣宇豪爽、絕無狹斜輕薄之風、性格廉靜、不營財利、是在鬚眉丈夫猶不易、轗況於巾幗女子乎、而見之於煙花風塵中、可謂淤泥生蓮花也、天保七年秋九月、三十六灣漁叟題、

江上楓林霜色多、淸漣萬頃疊紅羅、駐舟秋影最深處、
縹緲老娘一曲歌、

新記云、小梅の新錢座跡は村の南の方、業平橋の東にあり、昔は檜藏と號して材木置場なり、其坪數三千步許、後年新錢座となる、當時構のたさ百二十間四方なりしとぞ、按に古今泉貨鑑に、元文元年小梅村にて錢を鑄せしめらる、其錢背上に小の字ありと是なり、此錢座何の頃か廢す、此邊に安永天明の頃の陶窯、萬古燒（ゴスまがへ及び赤繪）の竈址あり。

枕橋（マクラ）　小梅村源森堀に架し、吾妻橋の北三町許、隅田堤の南盡頭に當る、此花時の士女雜遝の門口と謂ふべし、堤江に臨み酒樓あり、又吾妻橋より東武鐵道川岸停車場とす、

　　詠居春魂　　藤田貞嗣

牛窓錦貝從京寺、一望帘雨小梅村、春愁寂寞垂八間、
閑剪孤燈作客魂、

（源森堀）

源森堀（ゲンモリ）は本所横川の頭にして、源森川とも云ひ、隅田川を西に承けて、東へ入ること六町許、葛西引舟堀の末を併せ、一轉して南に馳せ、即大横川の名あり。爰に本所中之郷より向島に通ふ道の口に、二つ續きて橋あり、源森川に架けたるを源森橋といひ、其北に在る小溝を新小梅橋といひ、世俗此二橋を總稱して枕橋といひしなり、されば小唄にも「ふたつ双べし枕橋」とうたふ。○新記云、寬文三年、檜藏の材木運送のため、業平橋の北より大川の口まで、横川を堀廣げて、是を源森川と呼べり、然るに其後洪水のとき、大川より逆流して、此邊水災を蒙りしかば、同十三年逆流防のためとして、伊奈半十郎承りて、源森川の中程に堤を築きて水路を斷つ、是を築留堤とも或ばしめ切土手とも唱ふ、中の鄕瓦町より小梅村への往來なり、然りしより後は此堤を限として、それより西を源森川と呼び、或は源兵衛堀ともいへり、又東方を大横川入江と唱ふ。

（三圍）

三圍稻荷神社（ミメグリイナリ）　小梅町の堤下、田間に在りて、其鳥居門は堤傍に建てられ、西岸淺草の眞土山に對す。三圍は通常三圍（ミメグリ）に作り、府下の富商三井氏の祖先が本祠に祈りしと云ふも、三井と三圍は文字相似たれば、相因みての事ならん。

暮春、三圍祠小集、　　栗山

尋春一棹泛前洲、且送白鷗任去留、三圍樹頭華表影、
隔堤認取百輕舟、

砂子云、小梅村の三圍稻荷は鎭座年代不詳、是れ其角が雨乞に「夕立や田もみめぐりの神ならば」とよみて雨降

らせ、名を天下を轟せし所なり。〇新記云、小梅の三圍稻荷社は、村の鎮守なり、昔は田中稻荷と稱す、石像二あり、一は翁の烏帽子裝束せし像、一は老婆の頭巾かぶりし像なり、相傳ふ、昔當所に老婆住して、稻荷の白狐をよく手ならし、所願ある人来れば、とく彼の狐を呼出して、直面に其願を告げしめなり、老婆身まかりし後は、狐も再び出つることなし、是れたゞ人にはあらじとて、村民老婆の像を刻し、又其夫の像をも作り、當社の守護神となせりと、寶井其角が發句に「早稻酒や狐呼出す姥が許」とあり、此婆のことゝ見ゆれば、元祿頃までは存せしならん。〇[illegible]あさり稻荷は、延寶乃至元祿の江戶圖には、いづれにも見えず、[illegible]の頃、かの[illegible]の[illegible]めし者にて、三井氏などの歸依によりて、名祀と爲れる者とす。享和三年の三圍山同碑文に「[illegible]、又稱中條之、曰三匝」などあるは、皆いつはりのみ。

常泉寺（ジヤウセン） 小梅德川邸の東に在り、六代將軍家宣の[illegible]近衞氏（天英院）所出の息女、[illegible]の墓あり。〇新記云、常泉寺は法華宗、開基は[illegible]と云ず、慶長元年當寺を創したり、此人は高橋氏にて、下總[illegible]千葉の家人の末流なり、其後第七世日顯は、京都の者にて、天英院殿の文昭院殿へ御入輿の時、供奉して關東へ下り、當寺に住しけるが、御由緒をもて[illegible]、及び御部屋等宮御方等、寺内へ送葬し奉りしかば、三十石の御朱印を付せらる、寶物種々あり、[illegible]像法華經一部は、後水尾院、法華經題目書写し玉ひし紙もて、御手づから作らせ玉ふ模糊の像にて、第一皇女級宮御方に、御形見として進せられしを、天英院殿に讓らせられ、後當寺に納めさせ玉ひしなり。〇以貴小傳云、六代家の侍妾、齋宮の局は、水尾氏、寶永七年に死し、本立院と諡し、牛島常泉寺へ葬らる。

須崎（スサキ） 舊村名にて、小梅の北なる狹地とす、古の牛島郷の一部落にて、牛御前社あり、牛御前（ウシゴゼン）の東に秋葉（アキハ）社あり。此一帶今本所區内の所管とし、須崎町、請地（ウケチ）町と呼ばる。〇關人は武名所「角太河[illegible]」にとりあはせて、此を待乳（マツチ）と稱せど、文字遊戲に出づる者のみ。〇慶長見聞集云、淺草の里近くに、小塚一つ有、是ぞ待乳山となしふる、東の人此名所を一見し、下總のうちの[illegible]抄に入られたり、武藏國に有事ふしん也といふ、里の翁答て、尤三つの名所ならびて有といへ共、いほ崎は下總に有、待乳山は武藏に有、此兩國のさかひを角田川ながる、是によってよみたる歌も有ぬべし、され共待乳山國かはつて同名多し、紀伊、大和、土佐　駿河にも讀たり。〇關八州古戰錄云、愛の[illegible]にも、牛御前東なる牛島と云ふ地を、[illegible]と稱来り、[illegible]と云習へし侍るも、いつの頃より[illegible]の者の[illegible]したる[illegible]、[illegible]原光俊朝臣の、

[illegible]の隅田河原に[illegible]の里に宿やからまし

と詠じたる、紀伊國の隅田河原に[illegible]侍るにぞ、これも[illegible]日[illegible]里など云所有。〇隅田川考云、後の世の歌に、隅田川に[illegible]、[illegible]山を取合せたること、[illegible]法師の歌にもとづきて、紀伊國の名所とす、[illegible]等、[illegible]などよみそへたるに、[illegible]の歌によりて、[illegible]、下總の境なる隅田川とすべきか、されど又後世混じてよみしとおぼしきも、まゝ見えたれば、それも一定しかたし。

[illegible]島ここにもあれや[illegible]のすみた河原も名こそかはらね　［一葉集］

〇新記云、請地の秋葉權現は、神體は[illegible]の形にて、白[illegible]上に立ち、本地佛は觀音なり、元は村民の持ちしを、在家に置べからずとて、元祿十五年稻荷社へ合す。〇江戶名所圖會云、須崎とは、俗間に此地秋葉權現の進座しを唱ふれど、定かならず、須崎より請地の辺傳までの間、酒肉生業を營み、料魚を畜ふ、遊客多く此に宴飲す、中にも葛西（カサイ）太郎といへるは、葛西三郎清重の遠裔なりと言傳ふれども、是非を知らず、武藏屋と言ふは昔麥飯ばかりを賣りしかば、麥斗りと云ところにて麥斗と唱へたりしも、今は武藏屋とのみよびて、麥斗と稱せし名知る人稀れになりぬ、賀茂眞淵翁家集に、

風宿る夕の森の下凉み秋の葉そよぐ心地こそすれ。

二聲はいほざきこえつほととぎす、　失　名

牛御前神社（ウシゴゼン） 今須崎町に在り、蓋古の牛島の郷の古[illegible]にして、其[illegible]を[illegible]ふるに、牛島の洲崎の社にて、近國諸人にも多く祭らるる、安房の洲崎社などを勸請せるならん。

[illegible]一本云、牛島に牛御前の社あり、牛寶山最勝寺といふ、此牛御前の社、十七八年以前まで、七間か[illegible]の茅屋、[illegible]もなく、一枚の[illegible]の上に、こぼれたるまゝ[illegible]て、庭には草生茂りて、參る人もなかりけるが、江戶[illegible]につきて、今は宮居も奇麗にて、庭のかまへも面白く、[illegible]なきみ所なり、隅田川より觀音堂へ詣る道は、此島に舟をつけて、森を森の内に打て、[illegible]、是より牛頭山弘福寺といふ黄檗宗ちかし、舊記云、牛御前社、[illegible]の文書に、洲崎堤外[illegible]と見え、[illegible]古昔さたる海濱の圖に、許多の島々ありて、寺島、牛島、[illegible]等の名あり、當村も其内なるべしと云へり、牛御前社内に、古碑一基あり、長さ三尺三寸、幅一尺五寸の青石なり、前面に釋迦の立像、背面に「奉造立、釋迦像一軀、貞觀十七年三月日、法華千部、同王經」の廿四文字を刻す。〇按に、牛御前板碑の表面、[illegible]吉祥なれど、皆むべし背語は淺人の[illegible]に出て、損傷甚し、然るに本社には近時、此貞觀云々の文に附會し、貞觀の當時牛頭天王素盞烏尊の祠を建つる由を說するは、

一笑を發すべし。凡牛頭天王を牛の御前と唱へし例證はなきことなり。關八州古戰録にも、已に牛尊を祭ると云へど、正證に取り難し。燕石雜志に、大人御前と解けるも、附會にすぎず。嘗覺するに牛島の姫神の謂のみ。牛御前の北隣を長命寺といひ、共に上野寛永寺の末院にて、遊訪の人多き地なれば、碑碣多し、佛堂近年燒失す。寺門に櫻餅を賣る家あり、言問團子と共に、向島花時の一名物なるが、團子よりも早く在りしものと云ふ。

弘福寺（コウフクジ）　須崎に在り、牛御前の東隣なるを以て、牛頭山と稱す、黄檗派の禪堂なるを以て、其規制尋常佛宇に異なり。

中秋泛月舟、暮過牛頭寺、　白　石
畫梯中流動、長風玉笛哀、青林因寶刹、碧水繞香臺、仙梵秋潮響、華鐘晩日頽、雁王標塔過、龍女捧珠來、槎泛天河近、桂飄月路開、朗吟牛渚夜、清興爲誰催、

卞雄や六尺四人唐めかす、　其　角

新記云、弘福寺は黄檗木庵の弟子、鐵牛の建立延寶二年堂舍寮坊善美を盡して落成しければ、大家の歸依日々に增加して繁榮せり、境內墓所に建淩岱の碑あり、建部綾足、字孟喬、寒葉齋と稱す、俳諧歌の古事記に片歌と見えたるを考へ唱へ、其道に於ては殊に賞せられし人なり。○鐵牛は一代の英漢、最興立に力む、洛の棠室、與の大年、因の興禪、相の長興等の諸大寺は、皆師の創設に係り、當寺は即關東四刹（瑞林、長興、普陀）の一也。

寺島（テラジマ）　今寺島村と云ひ、南葛飾郡の管內とす、隅田堤須崎の北に隣り、都人謂ふ所の向島の中心にあたり、西岸なる石濱、橋場に對す、古の隅田村の中なるべし、俗に白鬚（シラヒゲ）といふは祠號に出づ。

(白鬚)

長堤十里白無痕、訝似澄江共月渾、飛蝶還迷三月雪、香風吹度水晶村、　鵬　齋

新記云、寺島は村內蓮花寺の寺傳に曰はく、我寺は始め鎌倉の執權、武藏守經時、鎌倉佐介谷に建立したりしを、息賴助、弘長元年、此地に引移し、自身中興開山となれり、是亦村名の起れる所なりと、又法泉寺の傳には、此寺は葛西三郎清重が開基にして、村內大抵この寺の境內なりし故、かの村名ありと、白鬚明神を村の鎭守とし、蓮花寺之を司る、

寺島に園戶（エンヤ）多し、中にも菊塢の新梅園は、文化文政以來の名莊なり。（江戶繁昌記云、新梅園、在墨水、東隣白鬚祠、幅員萬畝、地形如環、權籬屏內、水繞其外、上橋甚窄、柴門殊卑、入則豁然景寬、白覺趣別、又逍一門、漸入佳境、南面皆植梅、槎泛林立、横斜交枝、擽西起櫻、荊亭雄樹、連接延北、潔以待遊客、迫東引水、水之遠近、蒔七秋草、水心種蓮、水涯種花菖蒲、東交南雜木扶疎、衆草亂蕪、一年四時、莫不日不花開、而園主以梅爲第一生計、蝶花賣茶。）

隅田（スミダ）　今隅田村と云ひ、寺島村の北に隣り、掘切（南綾瀨村）綾瀨（古利根川の水脉）に至る。此地は往時、利根、入間の二河、相會して大江と爲り、隅田は其東岸に當り、武總兩國の通津なりければ、隅田の渡の名は多く古書に見ゆ。又萬葉集に角太河原の名什あるに因り、中世以降東國旅行の詩、其同名を援きて、塵埼、亦打出等の事を此地にも記せり、後世村名にはスダと云ひ、水名にはスミタと唱び分くれど、古人は其分別もなく、原音はスムタにて、ムは子韻なりしならん。○隅田宿は東鑑に見え、古の下總國井上驛なるべし、其古驛古渡の址今詳にし難しと雖、對岸橋場の位置より推せば、今の寺島も隅田の村域にして、地形の上には、古渡頭は却て寺島に求むべきが如し。俗說、水神森を古津址と云ふは、從ふべからず。

ゑぼし着た船頭はなし都鳥、　其　角

(須田)

扶、古歌須田の渡といふは、夫木集、經兼の歌一首に「須田の渡りは見ゆれども舟人よばふ聲きこえなり」又季經「はる〲と須田の河原を朝ゆけばかすめることや渡なるらん」などよめど、皆題詠の什にて事實にあらず。

言問ていさゝはこゝにすみ田川鳥の名きくも都なりけり、〔新葉〕　倚　賢

歌は元弘二年五月、文貞公が配所下總國千葉に下向のとき、道すがらの事なるべし、又東鑑、文治六年の條に、須田小太夫、建曆三年角田太郎、建長二年角田入道などあるは、何地の武士にや、此なる在名の族にもある歟。

新記云、隅田村は隅田川、隅田渡、隅田堤等の名の由りて起る處なれば、最も古き村落なり、然れども川の名既にありて、後に村名に呼びしも知るべからず、東鑑、治承四年十月二日の條に「武衛御乳女、故八田武者宗綱息女、小山下野大掾政元の妻、鍾愛の末子を相具し、隅田宿に參向、云々、上總介廣常二萬騎を率ゐて、隅田河邊に參上、云々」と載せたり、又古歌に角田川、角田河原など讀めるに據れば、地名もスミダと稱すべきを、中略してスダと唱へり、現に正保改の國圖等は、須田と書きたり、又夫木の經兼卿季經卿の歌にスダとあれば、昔も或は中略して唱へしならん、其地は豐島郡橋場町より東の向にあり。

手のとどく雲あり花のすだつつみ、　東　子

木母寺（モクボジ）　隅田村に在り、江堤觀花の客は、此に至りて踵を回らし、歸途に就くを其常とす。枕橋より木母寺に至る、凡二十八町、寺內に梅若塚あり。

隅柳香羅雜沓過、遊人來哭廢人說、黄昏一片夢蕪雨、偏向王孫墓上多、　如　亭

春堤渡口幾家門、秋雨江頭數戶村、最是風流無限趣、梅兒塚畔月黄昏、　遠　帆

新記云、木母寺は天台宗、寺領二十五石、內五石は慶長

(梅若塚)

六年守付、二十石は寛文十年增賜、梅若寺と號せしが、慶長二年、近衛三藐院殿(信尹、後信尋と改め、再び信尹と改む)寺號を木母寺と改め、自筆の額字を與へ給ひて、今も寺寶となす、又梅若山王社は小高き丘の上に立てり、梅若丸の葬地なり、社後に柳一株あり、之を古より梅若塚とも、印の柳とも稱す、謠曲角田川にも、梅若丸の故事を取り、「我は都北白川に吉田の何某と申人の只獨子にて候が、父にはおくれ母許りにそひ參らせ候ひしを、人商人にかどわかされて、加樣になり行候」など作りたれば、縁起に誌する所とほぼ合へり、謠曲は鹿苑院義滿時代の作多ければ、大抵其頃の作なるべし、又僧萬里が梅花無盡藏集、木戸銘翁に與へし詩の自註に「河邊有柳樹、蓋吉田少子、梅若丸墓所也、其母北白川人」と記し、又同集江上春望詩の自註に「隅田在武藏下總兩國之間、昔傳小塚見柳」と見えたり、回國雜記にも「古塚のかげゆく水の角田川きゝ渡りても濡るゝ袖かな」とあり、二書共に文明の末の作にして、しかも其頃既に古塚と稱すれば、古蹟たること明けし。(今按、木母寺は明治元年無住院となり、遂に廢絶に及びしも、廿一年に至り再興す)

近水樓臺帶彩霞、衣香人影日將斜、梅兒塚畔春楊柳、
半屬僧家半酒家、　梅　塢

水神森(スヰジン)

隅田村の河邊に在りし多聞寺縁起云、昔隅田川の浮島に、水神ましますを、浮島宮と稱へ、川邊の里人、隅田川總鎭守と尊敬す、其後漸々土地開發し、奧州街道の驛舍となる、貞觀年中、在原中將業平、浮島に來り給ひ、言問の歌ありければ、是より世俗此浮島を言問の岡ともいへり、天德の頃に至りては、人家益繁茂し、隅田千軒宿といふ、浮島の南にある一宇を隅田寺と號す、應和年間の開基にして、水神宮の別當なり、本尊毘沙門天なる故に、後世堤内に移り多聞寺と改む。(此縁起は凡て近時の濫造なり、隅田村を浮島塚に牽強せんとする者)

江天佳晩色、相逢舊楊柳、帶影低斜照、禁寺帶靄出、
花落木母寺、月上水神祠、渡口煙晴時、人牽舟欲危、
江頭雜詠之一　寺門　靜軒

鐘淵(カネガフチ)

木母寺の北なる堆淵の名に呼ばるゝも、元は利根(綾瀬)入間(荒川)の交會にあたりて、深潭の淵を成せしに名づけしに出でたり、又三俣(ミツマタ)と呼ばれたり。明治二十二年、梅若塚の北、隅田川の北岸より、綾瀬川の隅田川に注ぐ東岸迄、(字吉川數、又元關屋の前栽畑等の田畑)一帶に修築して、宏大なる紡績工場を建設したり。(大東武鐵道は、向島吾妻橋驛より、鐘淵に至り二哩)

(三俣)

鐘ヶ淵は隅田川、荒川、綾瀬川の三俣の所をさして名づく、小田原北條家の所領役帳に、千葉殿とある所領の中に、下足立三俣といへる地名を加へたり、按ずるに此地の事なるべし、傳へ言ふ、昔時普門院(龜戸)の鯨鐘、此の淵に沈沒せりとも、又橋場長昌寺の鐘なりともいひ、今兩寺に存する新鑄の鐘銘共に、此事を載せたり、何れか是ならん。(江戸名所圖會)(東京名所圖會云、新風土記に丹頂池、木母寺の後の方堤の下にあり、池の中に小島を築く、往古台命によりて、此池の中島に丹頂の鶴を放ち飼しめ給ひ、故に名とせりとぞ」、今鐘淵紡績會社の前に大なる溝あり、橋を丹頂橋といふ、又堤内に四所の池あり、往時の御鷹場なりしと、丹頂池は多聞寺の北の方、境内に接して荒神山と云ふ、高き竹藪の邊にあり

關屋(セキヤ)

隅田渡の古村名にて、往時渡津に屬き、關所の設のありけるより、此名は起れるならん、故に其村里は隅田川に同じと知るべし。後人此に察せず、隅田の外に關屋の特稱ありしと思惟するは非なり。或は柳原の南、千住の東なる江岸(鐘淵の西北)に、關屋天神ありと云ふも、地形疑ふべし、隅田川の西岸なればなり。(中幹氏隅田川考云、おもふに隅田川の渡の上の方に、關屋の里ありといはば、即ち川の東岸の方ならんか、さもあらんには、或古圖にのする關屋といふもの、その所ならん、今土人のいふ關屋の里は、昔の隅田川のうちにして、里などあるべくもあらず。

新風土記云、隅田川には關屋の里といふことも、中世より其名ありしと見ゆれど、古跡を傳へず、加茂眞淵の説に依れば、是も紀伊國に古き地名ありて、それをうつせしなるべし、藤原光俊朝臣の歌に「都鳥の角田河原に日はくれぬ關屋の里に宿りからまし」その家集に「康元元年九月、角田川の渡りにて、この渡りの上のかたに、川のはしにつきて、里のあるを尋ぬれば、關屋の里と申す、前に渡船も多くとまりたり」云々、今按ふに、角田村の對岸、足立郡千住宿の内に、關屋天神あり、即關屋里の舊地なりといへり、是れ光俊朝臣、常陸國の鹿島の社にまうでられ、この角田川の渡しを越られし時のことなり、是をもて議するに、上古の事は暫く之を措き、中世より此國にても關屋、尾崎など皆其名ありしことを知らる。又云、千住の關屋といふ地は、昔茅野なりしも、今は皆水田となり、塚あり大二十步許、高三尺許、除地として僅に形を存す、近き頃まで祠ありて、關屋天神と號す、又塚邊の葭、皆片葉なるを以て、片葉の天神とも稱せり、中古和歌の名所に關屋の里と讀めるは此邊なり、道晃法親王の歌に「歸るさの關屋の里に宿もあれな隅田河原の飽ぬ詠めに」とあり。○再考、千住宿に關屋といふは、隅田村より足立郡への渡津にて、東奧の往來と相關ふべきに似たり、中世には各州郡に領主の徒、私に關津の往來に通行錢を課せし例多ければ、かかる關屋もありし歟、猶探索すべし、

井上郷(ヰノヤヘ)

和名抄、下總國葛飾郡驛家郷、延喜式、下總國驛馬、井上十疋、傳馬葛飾郡十疋。○今の

隅田村、寺島村より其隣近の諸村の地に及ぶべし。此地方を井上の驛家と推定するは、傳説、名字等の憑證あるにあらず。古驛路の次第と、道程とに基き、隅田渡は豐島驛(武州)と下總府との間たること明白なれば、即此に決したり。

井上は續日本紀に「神護景雲二年、下總國井上、浮島、河曲三驛、武藏國乘潴、豐島二驛、承山海兩路、使命繁多、乞准中路、置馬十匹、奉勅依奏」と載せ、延喜式に照らし、其葛飾郡たることを知り、(浮島、河曲は千葉郡にして、下總府より上總府に至る間たることも、延喜式に自見す)前後の府驛の道程を計り、正しく隅田の津頭たるを發明すべし。戌田參詣記に、此驛家を新居郷と混同せるは、失考のみ。

一書に、井上、浮島、河曲の三驛は、共に葛飾郡に在りと爲し、井上を松戸の地に擬し、浮島を隅田村に求め、河曲を下河邊庄古河(コガ)の邊に推定したるは、從ふべからず。殊に「隅田村、與牛島、小松、小松川諸村、隣壇、小松(コマツ)即驛津、牛島即延喜式下總國浮島牛牧之陸、葛西志云、天正中、有牧牛於此、有牛御前祠、御前即埼也、謂水涯也、祠有貞觀十七年碑、爲葛區可知、小松川有浮洲祉、藏天平十一年銅鏡、浮洲蓋浮島之遺名、又小松川善照寺、傳天平寶字四年銅牌、蓋國分尼寺遺址也」とも述べらるれど、援く所の貞觀天平の諸銘識は、皆僞物のみ、何ぞ信を取るを得ん。

又按、寺島村は應永五年の葛西御廚注文に、寺島八十六町と載せ、隅田十四町とあるに比し、其大村なりしを知るべし、元隅田村の大部を割きて、寺島と云へる者ならん。さて寺島の名は、法泉寺てふ古刹ありしに出でしを思へば、其法泉の名も、井泉に因めるにて、即井上驛の此なることも、想像し難きにあらず。○三按、東鑑に、治承四年十月二日、武衛相乘千常胤廣常等之舟揖、濟太井隅田兩河、精兵及三萬餘騎、赴武藏國、四日、畠山次郎重忠、參會長井渡、河越太郎重頼、江戸太郎重長、又參上、

とある長井(ナガヰ)渡は何地にや、河越江戸二氏の迎接のことを錄せるを見れば、江戸以東の渡津にして、隅田川の西岸ならざるべからず。或は疑ふ、井上驛の對岸にやと。幡羅郡に長井の地名あれど、本條の文意に合ふべき地理にあらず。望海毎談に、長江庄橋場村の隅田川云々とも云へば、近時まで此邊に長江の唱呼のこり、即長井渡の此水なるを判知すべし。

(長井渡)

南葛飾郡

南葛飾(ミナミカツシカ)郡　隅田川の東、中川を越え、江戸川に至る間とす。北は南足立、北葛飾、南埼玉の三郡域と相觸れ、狹少の地とす、即古の葛西郡の地なり。今本所、深川の二區は都市に入り、自餘は面積凡三方里、人口八萬、三町二十一村、郡衙は逆井(小松川村)に在り。

葛飾郡はもと下總國の管内たり、太井、利根の二大河を帶び、東方に岡陵ありて稍高きも、西方は卑濕の堆洲斥鹵たりき。中世に葛東(カトウ)、葛西(カサイ)の分郡號出て、太井川を以て相分つ、(太井川とは、今の莊内川、及び江戸川下游の筋にあたる)後又郡界亂れ、相馬郡、猿島郡の東偏なる下河邊(シモカハベ)庄をも、葛西の分域と爲しゝ如し。遂に近世に至り、葛西、下河邊等、太井川以西の地は武州の管内と爲る。正保圖已に葛飾を二分し、武州に屬せしむるに、太井川以西を以てす。而もその河西の分屬年代につきて、諸家議論あるを免れず。

松屋高田與清棟裳集(隅田川埋木文叢記)云、武藏國と下總國との中にある河を隅田河といふ、古今集、伊勢(伊勢物語第九段)今は昔(今昔物語舊本二十三卷第三十五語)などの物語に見ゆるごとし、八雲御抄、夫木抄、松葉名所集、歌林名所考、袖珍歌枕、秋の寢覺などに、下總と注せしは、葛飾郡にすみだの里ありて、そこにおこれる河の名なればなるべし、然るに吾妻鏡に、武藏國の人葛西六郎、平家物語に(長門本十一卷)同國人葛西三郎などいふがあり、こは其住所の名を族稱せしなれば、葛西郡を武藏に管たりしゐかしとすべし、建保名所百首、歌枕名寄、新撰歌枕名寄、机右抄、歌枕玉叢抄拔書、角田川諸詞などにも、すみた川を武藏の名所とすれば、建保の頃より後、郡も川も武藏國には隷たり、源平盛衰記、平家物語に、隅田川は武藏と下總の境といへるは、古今集や伊勢物語によれる詞のかざりなればとらず、勅撰名所和歌抄出、(活板本上卷)名所方角抄、梅若權現緣起(木母寺所藏、書卷三軸あり、奧書に延寶三年三月、古緣起によりて記せしよし見ゆ)には二國に涉れりとす、さて再びもとの下總にかへされけんことは、北國紀行、東路の苞、河越記などにいづ、後に今の如く武藏の郡に定られしは、貞享、元祿の間ならんこと、江戸總鹿子、瀬田問答(林諸鳥が建し碑文を載て、貞享三年丙寅、閏三月、割利根川西、屬武藏國と見ゆ)龜戸善應寺鐘のことがき(江戸志十卷に載て、武州葛飾郡龜戸郷、福壽山善應寺、享保二十年三月とあり)中田氏家藏水帳のうはぶみ(本所表町名主中田氏所藏水帳に、武藏國葛飾郡、北本所村、檢地水帳、元祿十年丁丑十二月)など考て知るべし、されば隅田川は初は下總、中頃は武藏、其後また下總、今は武藏の名所なり、云

々。（新編風土記稿云、東鑑に、建長五年八月、下總國下河邊庄（今北葛飾郡の北五十七村を云ふ）の堤を築き固むべき沙汰あり、又金澤稱名寺文書、文永十二年、金澤越後守顯時の讓狀に「下總國下河邊庄、赤岩」と載せ、元亨四年、越前高時貞顯二人が下知狀に「下總國高野川」（今古利根川の上流、葛西用水渠にして、古は利根川此地に注げり、高野村あり）に橋を架せし事見ゆ、正慶元年、北條貞將越後守の文書に「下總國下河邊庄、赤沼郷」とあり、又下總國中山法華經寺、永和三年の寄附狀、及び應永二十九年、左衛門尉定恩狀に皆「下總國葛西御厨、篠崎郷」と見ゆ、又相州鶴岡文書、應永二十六年足利持氏の寄附狀に、「下總國下河邊庄彥名河關」と記し、下高野村東光寺寶德二年鰐口に「下總國葛飾郡、榮復山東光寺」と彫たり、又道興准后が北國紀行に「文明十九年正月の初、鳥越の[illegible]して、隅田川に浮ぶ、東岸は下總、西岸は武藏[illegible]けり」云々、されば國界の今の如く改まりしは、最近き世のことなれど、其年代に異說多し、或は寬永中とも、又貞享三年の事なりとも、又一說に、今の葛飾上古當國（武藏を云ふに）屬せしに、中古に至り下總國に隷し、元祿中武州に復せしなど云へど、是は紀曉子大令等の說ならん、皆無稽の說なり、按に、古河公方の家老簗田政助（右京亮、後大炊頭と稱す）今下在京亮某に與ふる文書に、「寶興寺領武州平沼郷」と見ゆ、平沼は今の二郷半領（古の下河邊庄内にて）平沼村なり、政助は永正大永頃の人にして、國界の改りしも其頃より以前なる事明けし、又御入國の時（德川氏關東移封を云）御知行割（關十二州國とて、關八州に駿河伊豆甲斐信濃四國を合せたる國なり）と題せる書にも、當郡を武藏國に屬したれば、當時既に國界變ぜしならん、正保改國圖には、全く今の郡界の如くに記せり。○一書云、太井川以西の、全く武藏に屬して葛飾郡と定りしは、天和の朱印に始る、其前は武藏下總、豐島葛飾、錯雜して定りなし、隅田村木母寺の鐘の銘に、豐島郡とあり、一たび豐島とも唱へしにや、此鐘銘は近衛信基公の文なり。

江戶會志云、葛西の武藏に屬せしを、新編風土記には、簗田文書を引て、文明より天文の比までに、武藏に入ると論ずれど、文書に武州平沼郷とあるは、二合半領の平沼村とするよりは、寧北金町なる平沼村に近かるべし、如何となれば、文書の宛名金子左京亮と云へるは、此金町には今に金子氏ありて、是れ其伊勢の浪道文書こそ傳ふる者據なれ、北條氏が家士なりし家[illegible]之郷土になりし以前にて、葛西總內庄と見えたり、されば弘治の間なるべし、されど又此一紙を以て、葛西一圓武藏に屬せし時とも決しがたし、其故は貞享以前の德川氏朱印、及び金石文に、凡は下總國葛飾郡とある中に、武藏、豐島郡と記せしと、武藏國葛飾郡と記せしと、錯雜して見ゆ。

河田氏云、信屋翁の引れたるは詳細なれども、多く古書等に據られたれば、風土記稿の古文書に過ぎし所なるに及かず、且君は青戶光葛西氏の舊籍を引かれ、武藏に當せしと為しも、青戶光正治三年の條に、下總國葛西郡云々と載せ、又風土記に引ける建長五年の文に據れば、當時下總國に屬せしは明然なり、葛西氏の舊領は島西に當しなれども、武藏に任ずれば武藏國人と記せしにて、引證と爲すべからず、建保名所百首等を引て、建保の頃より後郡も川も武藏に隷すと爲しも、隅田川は兩國の間を流るれば、川を以て八雲御抄以下の如く下總に屬し、又名所百首以下の如く武藏に屬して記せしも、何の疑かあらん、風土記稿は文書に據り、寶德の頃に至るまでは、國界未だ變遷せず、永正大永の頃よりは以前に改まりし事明かなりと雖、何等の事に由て改まりしを請はず、凡國郡界の變更するは、多く戰亂割據の時に原す、葛飾郡は當時千葉氏に隷し、千葉孝胤の子胤直の時、足利成氏に背き武藏の上杉氏に黨す、康正元年、族原胤房等、孝胤の弟馬加康胤（越後守）と共に、胤直を攻て之を破り、胤直弟賢胤と共に自殺す、康胤千葉城に入て宗を承く、上杉氏の為賢胤の二子實胤自胤を助て市川城（下總東葛飾郡）に置き、是より千葉氏分れて二流と爲る、同二年、成氏市川城を拔き、實胤等上杉氏に走る、上杉持朝乃實胤を石濱城に、自胤を赤塚城に置く（「鎌倉大草紙」）其後十一月、持朝康胤を八幡（下總東葛飾郡）に擊ち、康胤敗死す、（「大草紙、千葉系圖」）寬正三年、實胤家を自胤に讓り自胤石濱城に住る、文明十一年、自胤太田道灌の弟資忠等と、康胤の子孝胤を臼井城（下總印旛郡）に擊ち、之を拔き、上總を略し（「大草紙」、自胤葛西石濱赤塚を管領し、「系圖纂、千葉系圖」）明應二年卒し、子守胤之を承け、實胤の子守胤石濱を守り、玄孫胤利に至る、系圖之に由て觀れば、葛飾郡は自胤の時、下總の千葉氏を護り、江戶川以西の地を取て之を領し、因て武藏に屬せしなり、又簗田政助は河內守持助の第四子にして、持助は文明十四年卒し、長子中務大輔成助、永正九年卒し、子高助幼なれば叔父政助之を輔佐す、持助、成助、政助共に足利持氏、成氏、政氏の偏諱を受け、關宿城を守る（「簗田系圖」）政助の書は蓋永正中ならん、平沼の地は簗田氏關宿より出て之を取りしなり、遠隔せる北金部には非ず。

葛西郡（カサイ） 中世の稱謂にして、吾妻鏡に出でし者是、信覺葛飾、裏書に、葛飾郡中、有大河、云有出云、其川、東云葛東郡、西云葛西郡、云々、南も葛西氏の兵燹は、早く平家物語、吾妻鏡に載せ、殊に吾妻鏡正治二年八月の條に、下總國葛西郡と明記すれば、鎌倉以來已に然り。其昔

(笠井)

域は今の南葛飾郡、及び北葛飾郡の南偏なる二合半(ニガフハン)領の一部(戸ヶ崎(トガサキ)村、八木郷(ヤギサト)村)を籠むる者とす、論者或は下河邊庄をも葛西郡内とするは疑ふべし。縱令中世郡界の混亂にあたり、一時下河邊庄をも葛西の分域に數へしとあるにもせよ、本來下河邊庄は相馬郡の分出に係れば、之を葛西の舊域と爲し難し。(葛西は俗に通じて笠井(カサイ)にも作る)

葛西は中世伊勢神領、猿俣御厨の中に籠められ、郡中遺す所幾許もなく、葛西上下、三十三郷と稱したり。應永の御厨注文には、三十七村の田數を擧げ、是れ秩父平氏中村將恒の裔孫、葛西清重の祖先の置く所と稱したり。

按に、葛西は和名抄井上(驛家)大島(八島)新居、度毛等の四郷にあたり、其度毛の一郷は今の北葛飾郡境木以南の二村にあたる。舊説、或は葛西を以て、八島(大島)豐島の二郷にあてしは採り難し。○新風土記云、葛飾郡の古へを思ふに、其かみ武藏と下總との間に入江ありて、埼玉の地先までに挿入たり、奈良御門の時、埼玉の入江など歌にもよみしこと、萬葉集東國歌に見えたり、左れば今の郡中は大抵當時の江の中なり、潮水退て後土地の開けしは、延喜以來永和の頃に至るまで、五百年ほどの間に、次第に出來しなるべし、和名抄に據るに、下總國葛飾郡郷名六と、驛家余戸あり、今土地を檢するに、大抵其地と覺しき處、下總國葛飾郡相馬郡の二郡に遺りて、たゞ八島、豐島の二郷は其地と覺しき所なし、想ふに此二郷・皆島の字を用ひたれば、眞間の入江中に在りし島などにやありけん、左れば其地今は葛西の中に屬して、其島嶼の廻りに、寄洲の出來しもの、年を經て今の如く廣大とはなりしなり、仙覺が萬葉の註に、彼郡中に大河あり、ふとゐと云、河の東を葛東郡と云、河の西を葛西郡と云とあり、ふとゐ東鑑に太井と記す、地理を推すに今の利根川なるべし、仙覺は文永頃の人なり、是より先、建長五年八月、下總國下河邊庄の堤を築固むべきの沙汰ありし事、東鑑にも見えたれば、此頃に至りて當郡の地大いに開けし事知らる、然るに其頃は利根川を界として、今の二郷半領の邊より幸手領まで、總て葛西と號せしと見ゆ、國界の今の如く改まりしは、最も近き世の事なれど、其年代に異説多し、或は寛文中とも、或は貞享三年の事なりとも云ふ、闔郡打開けたる平坦の地にて、縱横に水通じ、水田膏の沃土なれば、他の郡よりも富饒の地なり、殊に郡南の葛西の邊江戸に近きを以て、五穀の外にも菜蔬を栽て市に鬻げり、其利も亦少からず、又海濱に至ては漁獵を餘業とせるも多し、左れば農民の風俗稍浮麗にして、總ての事大様江戸に異ならず。○江戸名所圖會云、葛西の邊は、人家の後園、あるは圃畦にも、悉く四季の草花を栽並べはべるが故に、芳香常に馥郁たり、土人開花の時を待ち得て、之を刈り取り、大江戸の花戸に出して鬻ぐこと最も夥し。○葛西は近世中川を以て中分して、東葛西、西葛西の別あり、其西葛西領は又本田筋、新田筋の二區あり、中之郷、押上、及び亀戸以南は、皆新田筋なり、中之郷、石原、本所等は近世の新村ならねど、此邊に新墾加墾多かりければ、新田筋と唱へられしごとし、又東葛西領にも南北の區分ありて、北を上之割、南を下之割といへり。

―◆◇◆―

砂村(スナムラ)

深川區天神川(横十間川)の筋と、中川との間、小名木川以南の新田を云ふ。此新田は近世正保、萬治以降の開拓に係り、亀高、又兵衛、大塚、砂村など檢地を異にせる者なるが、近年合同して砂村の名を立てたり。其海濱は、今に年々漲堆の新洲増加す。俗説、砂村八幡宮を以て、富岡八幡宮の舊址と云ふは誤れり、砂村は萬治二年の開發にして、正保國圖に見えず。深川村富岡八幡は、萬治以前已に建置せらるれば、砂村を其舊址と爲すべからず。

新風土記云、砂村は相模國三浦郡より、砂村新四郎と云ふもの來りて、萬治二年、原野及び海岸の寄洲等を切開きて新田となせり、故に彼が苗字を以て、村名になせしと云ふ、八幡を村の鎭守とす、土人曰、當社地は富岡八幡宮を始めて勸請せし地とぞ、社地は松樹生茂り、前面は渺々たる海面にして、景色殊に宜し、又阿彌陀堂あり、極樂寺と唱ふ、茶毘所なり、世俗ここを砂村のオンバウと呼び、いつしか此邊の地名の如くなれり。

亀高(カメタカ)

今砂村へ合併す。○亀高は新田といはず、村と唱ふるにより、稍舊地かとも疑はるゝも、實は然らず。但し小名木川の南岸にして、葛西入江の屏障なれば、四五百年の往昔より、一條の洲地(亀戸新田)ありしならんが、其開墾は全く近世の事に屬す。

偽撰[illegible]圖に載する八個島、亀高の二村は甚疑ふべし、永祿役帳及び應永中の御厨注文にも載せざれば、恐らくは古村にあらず。殊に亀高は、正保圖に海邊新田實六島と云ひ、其後に至り始て亀高の村名を命ぜられしなれば、全く近世の堆積に成れる土地なり、牛島、石原、小井等と同日に論ずべからず。延寶、元祿の諸古圖にも、亀高の村名なし、亀戸新田と高橋新田とを合せて亀高と云へるは、享保以後の事なり、又之に因りて、偽彼圖の享保以後の偽撰なるを知悉すべし。

新記云、亀高村は江戸へ行程一里餘、村民の話に、此村古は二所に分れて、小名木川に添たる方を亀戸新田と云ひ、境川に沿せる方を高橋新田と號せしが、後両村を合して一村となし、上の字を相合せて、今の村名となせりと、ホウロク島とは村の東、荻(チヤ)新田の界を云ふ、正保改定の國圖に、今の海邊新田の邊にホウロク島と記し、又其頃のものに伊奈半十郎御代官所、實六島海邊新田と錄

し、傍に永六十三貫百九十文、寶六島野錢と見ゆ、されば其頃曠野にして、既に此邊まで及びしと見えたり、其後次第に新田となり、寶六島の名も失せたれど、今當村に傳ふるもの、其古名のいさゝか殘りしならん。

大島（オホシマ）

今小名村の北、[illegible]の南なる一部を大島町と云ひ、即當村深川[illegible]の支郷とす。猿江、[illegible]寺、出村などの地字あれど、正保圖[illegible]に載せされず、今[illegible]後の新田に係るか。出村とは本村、[illegible]の謂なれば、頗沿革あるを知るべし。市街は北界なる[illegible]通と、西界[illegible]川通と、[illegible]小名木川通に分つべく、其小名木川通を[illegible]て主要とす。平方とは小名木川通の[illegible]字なるが、[illegible]に見えたれば、[illegible]なり、中[illegible]其地に係す、

[illegible]云、大島村、正保改定[illegible]に[illegible]て此名を[illegible]せき、小名木川の北岸に[illegible]ける地は、[illegible]町、下大島町と唱ふ、[illegible]に同[illegible]三年百姓町家を作り、[illegible]永代[illegible]地[illegible]作改の御免を蒙り、全く百姓町家たりしを、寶永三年[illegible]

（平方）

今[illegible]又云、中川[illegible]番所は中川の西岸にして、小名木川の入口にあたれり、中川御關所とも云ふ、江戸より下總國葛飾郡行德領の方へ往來、通船改の番所にて、百千石以上[illegible]の上の者なり、古は深川[illegible]の所にありて、[illegible]十[illegible]なりしを、今の所に移されし年代は詳ならざれども、番所の全備せしは、貞享三年のことなるべし、一說に、今猿江橋の東に、川舟改役持の御番所あり、是も古は深川[illegible]町（小名木川端）にありしを、元祿年中深川西町に引移し、又今の地に移れりと、されば古中川番所の引[illegible]に、[illegible]に猿江に移されしものにや、又古より同所に[illegible]れしにや、今其詳なることは傳へず、

羅漢寺（ラカンジ）

今大島町五目にあたりて、五之橋の南とす、[illegible]は頽破して、僅に廢宇をのこすのみ。

新記云、[illegible]寺は元祿年中[illegible]門松雲[illegible]創す、雲は黄檗山鐵[illegible]の弟子にして、貞享年中より江戸に寓し、羅漢像造立の[illegible]し、遂に[illegible]に達し、諸大名に勸進し、本寺（[illegible]）五百尊子（長二尺五寸）等[illegible]す、是[illegible]八年の事にして、是の歲本所五之橋に地を賜ひ、[illegible]寺と號す、正德三年[illegible]、象先[illegible]り、[illegible]十[illegible]年、[illegible]又三匝堂[illegible]、其[illegible]、有[illegible]三匝[illegible]と稱し、[illegible]に[illegible]、中に[illegible]、秩父百番の觀音を安置したり。

龜戸（カメイド）

今[illegible]龜戸町と云ひ、[illegible]東に[illegible]、龜[illegible]川[illegible]、中川[illegible]に至る、[illegible]也。

（龜井戸）

新記云、龜戸村は龜ヶ井といふ名井あるを以て、村名起[illegible]、[illegible]、其[illegible]龜[illegible]に[illegible]、[illegible]に[illegible]て、[illegible]、後に[illegible]地に[illegible]て[illegible]、[illegible]村と名付しを、後年龜ヶ井と相混じて[illegible]と呼び、又[illegible]して龜戸村と稱せりと、されど[illegible]の[illegible]なら[illegible]（[illegible]）[illegible]、[illegible]吾、龜井（イッツメ）、即今龜戸）

五之橋（ゴノハシ）

[illegible]五目の[illegible]にして、南は大島町とす、今[illegible]北[illegible]之橋町と云ひ、龜戸町へ[illegible]、本所一つ目より葛西まで堀通して、一二三四五の橋を掛けら[illegible]、元[illegible]より[illegible]の[illegible]、[illegible]にいてたり（[illegible]を參考すべし）

梅屋敷（ウメヤシキ）

[illegible]各處に梅園あり、昔[illegible]を以て稱せらる、[illegible]龜戸[illegible]梅最著れ、其[illegible]も、[illegible]の[illegible]一に屬することとし。〇新記云、龜戸村百姓喜右衛門宅に、臥龍梅とて世に珍しき梅あり、園中に雜を結て、御川木と唱ふる化[illegible]つ、今は數株に分れたれど、元は一株にて、蟠屈せる枝地に[illegible]し、[illegible]し者と云ふ、たれど今も[illegible]るは、[illegible]と[illegible]て、自然[illegible]せしさまに見ゆ、此餘[illegible]年[illegible]て、[illegible]の內梅樹凡三百餘株あり、花の頃は[illegible]に達しいと[illegible]なり、又臥龍梅と名付られし後、享保九年二月、有德院殿この邊[illegible]遊獵の時、當所へ[illegible]あつて上覽あり、其時の命に此梅は他木とおなじ、枝より根を生じて再び若木となれば、萬世までも絕ゆることなかるべし、依て代梅と名付べしと[illegible]、又龜ヶ[illegible]庭內樹木[illegible]し[illegible]に在り、[illegible]村名の[illegible]

[illegible]云、[illegible]龜戸[illegible]の東に[illegible]、臥龍の名は本所黄門光圀卿の[illegible]、此梅の爲に享保中[illegible]地になしくたまる、江戸[illegible]一の名木なり、[illegible]木にもあらず、享保の頃御上覽ありしより、花の色香も彌益て、遊觀の人年々に多し。

龜戸天滿宮（カメイドテンマン）

龜戸町[illegible]の東北に在り、寬永年中、筑前國太宰府天滿宮の[illegible]、[illegible]菅原氏の一族、信祐東下し、幕府に申請し、又京師に至り[illegible]、遂に三年丙寅を以て造立す。社頭の[illegible]、太宰府安樂寺の本宮に擬す、仍て東宰府の稱あり

[illegible]云、龜戸天滿宮は寬永年中、菅[illegible]の裔大鳥居信祐より[illegible]に達し、後上京し[illegible]、三年丙寅[illegible]宮、[illegible]は太宰府の[illegible]、境內に在り、又[illegible]と云ふは、老人[illegible]に、其後に鬼[illegible]て[illegible]の[illegible]なり。[illegible]記云、龜戸天神は寬文[illegible]天滿宮と[illegible]、延寶五年[illegible]（[illegible]公）御[illegible]のついで、[illegible]せられ[illegible]ありしより、打續て[illegible]せられ、享保九年（吉宗公の時）社內連歌屋

の邊へ、御茶屋を建てられしこともあり、寶庫に後水尾院の御衣冠一箱あり、神秘として他見を許さず、元祿別當信祐へ賜はりし由、社傳に載せたれど、事歷も定かならず。

香地臥龍珠玉鮮、清香古得草廬春、滿園雜沓看花客、盡是風流三顧人、　描　堂

錢座址（ゼンザ）　龜戸天神祠の南二町許に在り。○武江年表云、寛文三年より天和三年に至りて、龜戸村に錢を鑄せしめらる、平安方廣寺の銅佛を毀ちて鑄る所也、俗に耳白といふ、其後度々龜戸にて鑄錢あり、梅翁句集、江戸本所新錢座にて「すゞ風や吹出す天下一貫文」○新記云、江戸錢座の初めは、芝浦網繩手に在りしと云ふが、後年龜戸村へ移さる、此に鑄錢せしを、一書に元祿頃より明和五年と載せたれど、夫より前寛文十一年梓行の江戸圖に、當所に錢座と書たれば、元祿以後に始りしと云ふは誤れり、廢せられしは安永二年と云ふ。○藏泉家の說を聞くに、龜戸の錢座は寛文三年文錢（表文に寛永通寶とあれど、背に文字を加ふ）を鑄しより、文政中までの鑄造所たり、明和中には鐵錢を造りしとあり、凡錢座は龜戸橋塲の外、深川（十萬坪新田）にも、小梅にも、小菅にも別座あり、其深川に鑄たるは、當四文の眞鍮錢なりしとぞ。（龜戸祠の東北隣なる普門院は、隅田村より移轉と傳ふれど、定かならず。又普門院の西、横十間川の岸に龍眼寺あり、後園に多く萩花を栽うるを以て、世に萩寺と呼び、江東秋色の一品に評定せられて名高し。（甲子夜話云、予が幼年の頃は、江都に堀ぬき井と云もの尚少く、本庄の東に宰府天神を移せる社地の龜の井は、龜形の口より水を吐かせ出す、又其近所の萩寺の井、三圍社頭の井、其餘所々の別莊、花戸、酒店の庭の井にも湧出るものありき、然るに予中年の前より、堀拔と云ふを起り、今は都下一般となり、東西に在らざる處なし。（此に、今とは、文政の比をいへり）

境町（サカヒマチ）　龜戸の北、十間川の邊、民家集まりて小驛を成せるを云へり、龜戸より小村井、木下川へ赴く通路にあたる。

北十間川（キタジッケン）　龜戸の北を、中川より小梅まで貫通する一渠にして、長半里許、横十間川（天神川）に對しては丁字形を爲す。其堤路を押上堤といふは、押上、請地の間を通過すれば也。此川と本所區の源森堀は、一線相望めども、水脈中斷す、萬治中拓修の時、隅田川より中川までの一渠を穿たれし者、後其中間を杜塞せられて、今の如く殘せる者とす。

中川（ナカ）　葛西の中央を貫通する一脈にして、古利根川（フルトネ）（葛西川水）を承け、猿又以下に於て專中川と云ふ、猿又より海濱の委口に至る、凡四里。○水路志云、中川は隅田川と江戸川との中央にありて、其水源は利根川の一派なり、折れ南流して、沙村新田と葛西新田との間より海に入る、其廣さ一鏈乃至半鏈弱、水深は三呎乃至十五呎、海口より千石積以下の船を通ず、川口は淺くして淺洲あり、三枚洲（サンマイズ）といふ、東西二里、南北一里一鏈、夜間品川湾に入津する船舶は、羽根田の洲を避け、却て此洲に觝觸するもの多し。

中川はもと利根南走の昔に在りて、其一支たり、當時の河道、猿又村に至り西に折れ、今の綾瀨の筋を隅田渡へ流るるを本幹としたり。何の世の頃よりか、猿又に於て三派に分れ、其東派は太井（江戸川の筋）へ入り、中派は猿又と六木との間を決潰して南へ走れり、中川即是なり。正保國圖に據れば、當時利根は東派（小合溜井の筋）を以て本道とし、猿又に中西の二支をシメキリして、爰に溜井を作れり。而もその中川溜は、新宿、龜有に至り更に三派と爲れるを見るべし。東派は二之江村に至り、小名木川に併せ、西派は小菅村に至り、隅田渡へ通ず。

（洲枚三）

享保中に至り、井澤彌惣兵衛正房、深く水理に考へ、中川猿又のシメキリを撤し、小合の溜井を造り、古利根の廢水を利導して、中川の源と爲し、河身を定めて疏通を謀る、今の水脈は全く此際に成れり。

小松川（コマツカハ）　今其西小松川を小松川村と云ひ、東小松川は西一之江と相合せ、松江村と改む。中川の東、今井、鎌田の西にして、府内本所竪川通よりの大路を承け、其中川の津頭を逆井新町と名つく、南葛飾郡役所在り。

逆井（サカサヰ）は正保國圖に載せらる、其渡津は近年架橋と爲り、兩國橋より此まで凡一里半。小松川は應永葛西御厨註文に載せ、今も神明社の存るは、御厨の故俗に出てしを知るべし。永祿小田原役帳に、遠山丹波守、四十五貫文葛西東小松川、太田大膳亮、十五貫文西小松川と見えたり。○成田參詣記に「小松川の善照院は、下總國々分尼寺なり、文政十年、寺普請に附地中を堀しに取出せしといふ寳瓶あり、長一尺二寸、濶三寸厚三厘許にして、梵文、天平應眞仁正皇太后、正一位大夫人光明尊靈と表に記し、裏には日歸塚銘、天平寶字四年六月、經王萬部結願供養、下總國々分寺藥上品院、別當僧都大法師全照尼寺と記す」と云へり。此寳瓶の已に疑はしきのみならず、此寺が法華尼寺なりや否やも定め難し、猶考ふべし。

（井逆）

一之江（イチノエ）　今東一之江を一之江村と云ひ、西一之江は松江村と改む、小松川の東に隣る。村名は應永御厨註文に見ゆるのみならず、北條分限帳にも、遠山丹波守知行、二十五貫文葛西一之江、島津孫四郎知行、三十二貫文東一之江と云へり。

船堀川（フナボリ）　中川と江戸川とを連絡せしむる江渠にして、府内小名木川の東に接したり。正保國圖に此水脈を載す、蓋慶長年中の穿通と云ふ。此江岸にして小

松川村の南なる民村を船堀と名つけ、正保國圖に已に收めらる。

新記云、船堀新川は小名木川の續きにして、中川のかなた、東の方へ小松川新田より船堀村の南岸に傍ひて、二之江、桑川兩村の間より、江戸川に入る、川路一里、川幅小名木川に同じ、是も同時に疏通ありし川なるべし、此川及び小名木川を通じて、或は行德川とも呼ふ、江戸より行德に達する船路なればなり。

長島(ナガシマ)

今船堀川の南方、海に至る新田を葛西村と命名す。長島、桑川、宇喜田等の大字あり。〔長島は應永御厨註文に見え、永祿北條分役帳にも、太田新六郎知行二貫文、葛西長島高城分とあれば、昔は狹地ながら村名も立てられし也、桑川は正保圖に載す。

宇喜田(ウキタ)

今葛西村と改む、成田參詣記に此宇喜田の地名につきて、延喜式浮島の說を爲せり。

小松川は駒谿川なるべし、延喜式下總國驛馬浮島五疋、また浮島牛牧とあるも此地なるべし、船堀村の南を浮潟と云ふも、元は此村の内にてありしならんと云へり、

按には其考のみ、浮島驛は當に下總府より上總府に至る千葉郡内に在るべきこと、本書に自見す、小松浮潟と云ふにつきて牽强なすも、何の益かあらん。〔再考、新編志記に參校すれば、宇喜田の開拓、及び名義の由來略無かり、浮島には非す、

急度申入候、新田共弥村を入候付而、宇居家分上田壹門五反分[illegible]下候間、致手作、彌々新田井籌中之儀、時を入可被申、池ヶ谷台懸所にて、被仰出候、本作州御存知に而如此候者也、依而如件、

申十一月十五日　伊奈備前守忠次(花押)

宇田川喜兵衛殿

宇喜田村は慶長元年、宇田川喜兵衛定氏の開發する所なれば、直に宇喜新田と號せし由、喜兵衛が子孫(郡中二之江村百姓善左衛門)の家譜に載せたり、既に正保の改圖に宇喜田とあり、元祿の改圖に至り宇喜田と號す、又東西二村に分れしもその頃なるべし。〔新記〕

今井(イマイ)

(江之二)

今二之江を併せ、瑞穂(ミヅホ)村と改む、船堀川の北、江戸川の西岸に接れり。小松川村より東南、一之江を過ぎ今井に至り、江戸川を渡り、行德へ達する一徑あり。今井二之江共に應永御厨註文に見え、永祿北條分限帳には、遠山丹波守十七貫五百文、今井上下、十八貫文二之江、云々。

今井は葛西の一古村なり、淨興寺、明福(ミャウフク)寺などある遺跡も此とす。義經記、治承四年、賴朝角田川を渡る條に「今井、クロ河、龜なし」と云ふ村名を擧げしも、此なるべし。

淨興寺(ジヤウコウジ)

新記云、淨興寺は文永三年、僧[illegible]清の草創なるが、弘安年中、記主[illegible]師を請ひて開山としたりと、永正六年、宗長がしるせし東路土産に曰「角田川の川舟にて、下總國葛西の今井と云ふ所よりおりて、淨土門の淨興寺にて、むかへ馬人待ほどに、住持出て物語のついでに、發句所望ありしを、兎角すれば程ふるに、立ながら、

富士の根は遠からず雪の千里哉、

と有るを、今井に此寺の先寺の結緣にも、此事を附會したれども、もとより寺號の文字も異なりて、混ずべからず、[illegible]寺は道場淨興寺と同く、淨土宗なれど元は親鸞上人の舊跡の[illegible]に數へられ、今も廿四輩遺跡の地なり、緣起によるに、親鸞常陸國笠間郡稻田に隱棲し、嘉祿二年の春、鎌倉の思ありし、同き六月當地に來り草庵を結び、所持せる處の聖德太子自作の像を安置し、住すること三年にして、安貞二年の春歸洛し、なほ遺跡は相續してありしに、其後數度の兵亂に遇て廢頽せしを、文明年中、鎌倉殿の沙門德譽寂公此に來り、廢れたるを興し今の宗派に改むと、依て今寂公を開山とせり。

天文十五年、仲秋の北、武藏野を見んとて、此年月思ひ立ぬることなれば、人々あまた打連、(中略)葛西庄淨興寺の長老、年八十に及べる、迎に出られ、寺内に立寄一宿すべき由申されければ、川を渡り、彼寺に行て一宿するに、夜に入り風冷かに吹たり　松風入琴といふことを思出て、「北條氏康武藏紀行」

松風の吹聲きけば終夜調べ異なる音こそ替られ。

篠崎(シノザキ)

今篠崎村と云ひ、鎌田をも併す、今井の北にして、又江戸川の西岸に沿へり。

新記云、中山法華經寺文書の、永德三年沙彌希朝が寄進狀に「下總國葛西御厨篠崎鄕」と載せ、應永廿七年千葉介兼胤の狀には「去元德三年鮮題安堵、去曆應、永德、明德記文以下、並去應永四年三月御判等、関白上者、領掌相違あるべからず」と記したり、之れによれば古へは伊勢の神領たりしを知るべし、今も神明社あり、當所は往古伊勢大神宮の御厨料なれば、遙拜の爲に造立せる社なるべけれど、今は僅に元和三年、寛永二年の棟札あるのみなり。〔歷史地理志云、法華經寺、永和三年沙彌希朝が寄進狀に「下總國葛西御厨、篠崎鄕内、上村二郎太郞入道、ひかへ中在家の田やしき」云々と載せ、また[illegible]寺の應永四年、足利左馬頭氏滿が文書、同二十九年左衛門尉定忠が文書にも、葛西御厨篠崎鄕とみゆ、又香取造宮用途記「二ノ鳥居一基、作料官米百石、下葛西郡役、僞地頭葛西壹岐入道遺進之」とある下葛西は、猿俣に對したる名にて、此邊の諸村を斥せりとおぼゆ、北條分限帳には、遠山丹波守、百二十三貫文、葛西篠崎上下と記せり。

鎌田(カマタ)

近世上下の二村に分れしが、今上鎌田は篠崎へ併せ、下鎌田は今井と共に、瑞穂村と改む。應永五年御厨

註文に、蒲田八十六丁とありて、今も神明社あるは、そのなごりなり。

鹿骨（シシボネ）（松木）　今松木（マツモト）、一色、鹿骨などを合して、鹿本（シシモト）村と改む、篠崎の西に隣り小松の東なり。鹿骨、松木、一色の三村は共に應永御厨註文に見え、永祿役帳には、遠山丹波守鹿骨二十七貫文、一色四十七貫文、また森彌三郎二十貫文松木、元富永知行と云へり。○新風土記云、小田原役帳に、松木を葛西本郷と記せり。

小岩（コイハ）（伊豫田）　今小岩田、伊豫田をも併せ小岩村といふ、篠崎、鹿骨の北にして、江戸川に臨み、東岸なる市川驛と國府臺に對す。伊豫田（イヨダ）は渡津の地にして、逆井新町より此に至る一里半。

小岩は應永御厨註文に、上下の二を收むれど、近世は中小岩の名もありき。○新記云、小岩の御關所は、伊豫田に在り、故にそこを御番所町とも云ひ、對岸は市川村國府臺の麓也、古蹟と云ふべし、善養寺あり、眞言宗、星住山と稱し、慶安元年御朱印寺領十石。

善養寺（ゼンイヤウ）　小岩村の南なる堤邊に在り、伊豫田を去る十町、○成田參詣記云、小岩善養寺は世に知られたる不動尊ありて、今も大地なり、宗長の紀行によれば、此郷の狀は今とさして變りなし、但し行徳驛は元龜年中に河西より東岸へ移れりと云ふ。○永正六年、東路の苞云、善養寺といふにおち着き、此處は炭薪なども稀にして、蘆をたき豆腐を燒き、一盃を進めしは、都の樽もいかで及ぶべからん、會田彈正忠定諸の宿所に夜を更しぬ、市川、隅田川の二つの中の庄也、大堤四方にめぐりて、折しも雪ふりて、山路行く心地侍る。（北條役帳に、會田中務丞、百二貫二百五十文、葛西小岩とある中務丞は、宗長紀行の彈正忠の子孫たること明瞭なり）

大島郷（オホシマ）　和名抄、下總國葛飾郡八島郷。○成田參詣記云、養老五年戸籍に、下總國葛飾郡大島郷甲和里云々とあれば、和名抄の八島郷は大島の誤ならん、今大島村とて杉戸の邊に在り、そこ歟。○按に、大島の郷名、正倉院文書に見ゆれば、八島は誤寫なるべし、されど北葛飾郡杉戸の邊に、此郷を求め擬し、彼地方は古相馬郡下河邊庄にして、葛西の内にあらず。甲和（カフワ）里の郷内にあるにつけて想ふに、後世の小岩は甲和の訛にあらずや、又隣村松本を葛西本郷なりと云へば、此間にまさに一郷を容するが如し。

（甲和）　帆か懸か坂東太郎かすむ日は、　蓬　太

又按、一書に大島郷甲和里と云ふ甲和を、河曲（カハワ）驛に擬したれど、葛飾郡に井上の一驛あり、又置亭の要なし。河曲、浮島の二驛は、上總府と下總府との間にあるべきのみ。

奥戸（オクド）（曲金）（小松）　今小松、曲金（マガリカネ）、細田などを合せ、奥戸村といふ、小岩の西にして、中川に縁れり。隅田村より立石、奥戸を經、中小岩に至り、下總府へ達する一徑あり、今も直條絲の如く、古驛路のむかし偲ばる。

奥戸、小松、曲金は共に應永御厨註文に載せ、永祿役帳には「會田中務丞五十一貫文、葛西奥戸半役」、遠山丹波守七十貫文、小松上下、百十五貫文曲金」などいへり。小松（コマツ）菘とて都下園蔬の名品は、この小松の原産なりけるに由るとは誰かいふ村岡氏云、應永御厨註文に、紫張二町七段とある地名、今詳ならず、檜垣文書の無年月のものに、曲金内紫張二町七段三百歩とあれば、曲金村の新墾の義なり。

平井（ヒラヰ）　今平井村と云ふ、奥戸、小松の西南にして、中川に縁り、逆井新町の北とす。應永御厨註文に、平江に作り、永祿役帳には「千葉殿三十五貫文、葛西上平井、小幡源次郎百貫文、下平井」と記す。○新記云、平井燈明寺の聖天祠は、都下及び近郷の人尊崇の輩多し、されど本社以下の造營は、中興惠祐が時なりといへば、繁榮するも古きことにはあらざるべし、眞言宗也。

小村井（コムラヰ）　今吾嬬（アヅマ）村と改め、請地（ウケチ）、葛西川をも併す。中川の西にて、謂ゆる西葛西領の内なり。直に本所區小梅の東に連なり、龜戸町と北十間川を隔てたり、梅園あり、又花戸あり、生業大略龜戸に同し。龜戸境町より木下川村へ通ずる細徑は、川水堀と相緣り、小村井請地の間を北へ駛走す。（請地の秋葉社の邊は、今本所區へ編入せらる、一書に請地を浮地の義と曰へり）

吾嬬森（アヅマ）　小村井の民家の南なる田間に在りて、北十間川の堤下にあたる。俗説、此を倭武尊の妃、弟橘姫の廟墓なりと云ふも詳ならず、林中に小祠あり。

江戸砂子云、小松井の吾妻權現は、龜戸天神より四五町巽にあり、石の寶殿を橘姫の廟とす、東武第一の古跡なれど、上世の事、ただ俚諺のみにして、其しるしもなかりしを、天文の頃再起立せしとぞ、神木とて連理の大楠ありて、即吾妻森といふ、又櫂（カイ）塚、濃知（ミヨシ）塚といふもの、此邊に在りと説くも、今詳ならず、荏原郡の甞木社の類にて、橘姫の乘りたまへる船具を埋めたる歟。（江戸名所圖會云「鳥がなくあづまの森を見わたせば月は入江の波ぞしらめる」此歌は戸田茂睡の鳥跡集にのせたり、其はしかきに、吾妻の森は東人（アヅマヤ）といへるが住み所なりとあり。○うけらが花集云、弟橘姫のみたま侍りと云へる、あづまの森に詣てけるに、みやしろの傍に、藤のいみじう盛なりければ、

藤波の名さへかしこし走水荒かりし世の昔忍べば。

木下川（キゲガハ）　今大畑と合せ、大木村と改む、小村井の北にして、寺島村の東、平井村（中川を隔つ）の西なり。キゲガハは今俗キ子ガハと呼ぶ、古書には木毛河に作る。○新記云、木下川、村内淨光寺所藏、應永年中、與津右衛門五郎實定が出せし文書に、葛西庄上木下河郷とも見えたり、是に據れば應永の頃は既に上下の唱あ

り、北條役帳に、葛西木毛川と載す。

淨光寺（シャウクワウジ） 木下川藥師堂と呼ばれ、大畑と木下川の間、綾瀬堀の傍に在り。龜戸の北凡三十町、木母寺の東凡廿町、此佛堂は應永中、鎌倉八幡宮供僧相承院にて別當職を兼帶せる由、後院の文書に見え、又木寺に寛暦年中撰述の縁起一卷を傳ふ。〔新記云、木下川淨光寺藥師堂縁起の略に曰く、此佛像は傳教大師下野國大覺寺の僧慶智に附屬し、かの僧當國に下り來て唱翁と云ふ行者に出逢ひ、即ち彼行者が住せし此地の草庵に安置す、後慈覺大師東國行化の時、草庵を一寺となし、弟子慶覺を住職とし、貞觀二年、堂宇悉く成就し、大梵刹となせりと云云、是古縁起に載る所なり、又新縁起に曰く、應永の頃兵火の爲めに燒亡せられ、田園も掠め奪はれ、僅に草堂の如くなりしを、時の別當[illegible]觀、領主[illegible]に請て、再び堂宇營附せられて中興す、云々、其營附狀今に藏せり、葛西御厨藥師堂淨光寺とあり、此後北條氏康が武藏野紀行に載する淨興寺なり、當時の事とすれど、全く附會の説なるを以て取らず、天台宗に屬す。

立石（タテイシ） 今隣近の小部落、寶木塚、篠原、澁江、川端、淸之須などを併せ立石村と云ふ。木下川の北、隅田の東、奥戸（中川を隔て）の西とす、立石の名は應永御厨注文に見え、今稻荷と崇めらるる靈石に起因することし。

新記云、立石村の熊野社は、村の鎭守なり、神體は石劍にして、長二尺餘あり、稻荷社は立石稻荷と號す、これも神體石にて、直經二尺許、高一尺程、下は土中に埋り、其形伏牛に似たり、此の石をはかけ損し、今に至ればば元の如くなれり、斯く[illegible]にかけ損に愈ると云ふは、謂蘇石なるべしと云へり。〇葛西立石熊野社の石劍は、謂ゆる石棒の類にして、缺損の餘長さ凡二尺、其太き部分の周圍凡一尺二寸五分とす、世に例多き石棒は、其橫斷面楕圓なるに、此社のものは其圓なるを特異とす。〔人類學雜誌〕

澁江（シブエ） 今立石村へ併せらる、立石の西にして、木下川村の北に接す、應永御厨注文に見え、永祿役帳には、葛西澁江郷、三十九貫文、山中内匠助と云へり。

新記云、澁江村西光寺は天台宗なり、寺傳に、昔葛西淸重三十餘町を領し、此地に居住せしが、親鸞上人關東經廻の砌、淸重歸依し、淸重信仰の餘り弟子となり、蓮淸と號して西光坊と號し、則己が宅地へ堂宇を建て一寺となせりと、今寺の境内の田中に淸重塚あり、[illegible]なり、[illegible]標あり、上に小社を建て淸重稻荷と崇めたり、按するに淸重を此寺に葬りしと云ふは[illegible]、後は文治五年奥州の[illegible]征討として、[illegible]八彩陣し、再び當所へ歸住すること、[illegible]、若くは淸重移轉の後、一族の者此地に住し、[illegible]其名高きを以、[illegible]り傳へしにはあらざるか、又其傳に應永二十年の古碑一基あれども、何人の碑なるや詳ならず。

引舟堀（ヒキフネボリ） 葛西用水西堀（八條用水）の末にして、龜有以南に於て此稱あり、淸江西光寺の東に於て小岩用水を分ち、また[illegible]溜堀を開鑿して南下す、之を古上水川とも云ふ、初め元祿年中、[illegible]本所、深川の地、淸泉を缺くを以て、上水を通ぜる、葛西用水を龜有村より利導し、小梅村に達し、本所大横川の東岸に沿ひて、法恩寺前に至り、[illegible]して本所、北本所、深川高橋、高年橋の邊まで分通したり、當時之を本所上水とも呼ばれき、享保四年、故ありて此上水の路を停め、小岩以北、龜有以[illegible]街道の間、六十八町を改修し、通船運河に使用せしも、又其西堤を步道として、引舟道の名起れり

春草匆々付幻泡、綠陰滿堤古[illegible]、[illegible]夕陽來、殘蕊不離花後樹、[illegible]處[illegible]野汀、閑餘人倚酒爽[illegible]、芳洲社若無端好、一笑騷[illegible]老未拋、（春[illegible]詩）

堀切（ホリキリ） 今千葉、柳原、小菅などと合せ、南綾瀬村（ミナミアヤセ）と云ふ、立石の西、隅田の北なり。堀切の花菖蒲として、近世都下に賞玩せらるるも、四五十年來の事なりと云ふ。隅田村木母寺の東北十二町許にして、菖蒲園に到るべし、今東武鐵道之を經由す。

堀切は應永御厨注文に載せ、永祿役帳にも葛西堀切四十五貫文大胡分と見えたり、蓋葛西の西限にして、當時利根川は其西を流れて、武州足立郡と相隔てしならん。新風土記に「堀切村の西寄に古道と唱ふる者あり、是れ古への奥州街道なり」と説けるは、隅田堤より東北に連なり、龜有松戸に向へる古道を指す。（堀切と隅田との間を、西北綾瀬（アヤセ）川より、東南へ向け木下川に至り、中川に入る一渠あり、綾瀬堀と名づく、是は正保國圖にも載せたれば、近代の開鑿にあらず、長さ凡二十四町。

（綾瀬堀）

千葉（チバ） 堀切の北にして、上下の二に分る、今南綾瀬村の大字とす、古は千葉袋（チバフクロ）と云へり、袋とは、

（袋）

新風土記云、小田原役帳に葛西千葉袋と云ふ者、恐くは當所の事にして、袋と號することは、三方に山川、或は林野などの阻障ありて、一方口なる地形、袋に似たるより名つけたりと見ゆ、（應永御厨注文に、木庭袋とあるも、木は千の誤にて、字形相似たり）此地、當時北方西方に利根の水脈を繞らし、東には中川を帶び、立石、青戸なども隔てて、三方阻障ありければ、やがて袋と云へるならん。

普賢寺（フゲンジ） 今上千葉に在り、南足立郡東淵江村に普賢寺の大字あるも、此寺の舊領などにや。新記云、千葉の普賢寺、藥師と號し、縁起に係るに、[illegible]の頃當所に朽たる大木あり、其根より淸水を出せしかば、領主葛西兵衛尉入道寂昌、其[illegible]を[illegible]て、藥師の像を得たり、よりて堂宇を創して普賢寺と名け、寺領若干を寄附せし[illegible]に、建治元年和田北條合戰の時、領主葛西民部少輔討死

し、堂宇も又燒亡せしめし故、其子六郎常則は此地を立退けり、其後十四年を經て、常則再び本領葛西の地を賜はりて、こゝに住せしかば、弘安六年、藥師の堂を再造し、法雲闍梨を請待して導師とせり、其後北條氏綱再興せしかど、天正十八年、又兵燹に罹りて燒失し、僅に昔の蹟のみ存することとなれり。

綾瀬川（アヤセ）

古の隅田川の河道なれど、近世屢變革を經、其河源利根、秩父（元荒川）の二派、左右に轉して復此に來集せざるを以て、今は僅に一細溝に過ぎず、北足立郡に重出せしむ。○按昔の地形にて云へば、綾瀬とは隅田川の一支源にして、秩父荒川も、綾瀬を河道として、利根と相會せるに似たり、故に今の綾瀬の下游、堀切、小菅の邊には、隅田川の名ありしを想ふに足る。

錦ぞと見るやこころの綾瀬川うつるもみぢをいかで折らなん。　戸田茂睡

又此綾瀬の下游を、新綾瀬とも唱ふ、是れ元祿、享保の比に、河道改修の事ありしを以てなり、「淵江領（今花畑村）内匠新田より下なる綾瀬川は、元祿年間、及び享保十四年、二度まで川幅を濶め、其下流千住宿と隅田村との間にて、荒川に合するものを、今は新綾瀬と呼べり、此川幅十五間」と、新風土記に述べしは即此也。

小菅（コスゲ）

堀切、千葉の西にして、綾瀬川を隔つれど、今合併して南綾瀬村と云ふ、千住驛へ隣り、民家相接比す。「千住大橋に至る二十四町許、千住より龜有、松戸に向ふ驛路は、此を通過す」幕政の時、此に行殿ありて、將軍家遊獵の田莊なりしが、季世には關東郡代の代官所を置かれたり。明治維新の初め、代官所を轉して小菅縣と爲し、近郡を管治す。四年十一月、小菅縣廢せられ、埼玉縣へ併入す。已にして十一年、舊行殿址に修理して、集治監を置かれ、囚徒懲役の場とせらる。

新記云、小菅御殿址は今小菅御園地と號し、構の内凡十萬坪餘、當所は寛永年中、伊奈半十郎忠治の屋敷に賜り、大猷院殿成らせ玉ひて放鷹あり、享保年中、有德院殿成らせ玉ひ、新に御殿を造營ありて、元文元年十一月に、惇信院初めて御止宿ありしに、還御の後幾程もあらず、御殿殘りなく燒失しければ、再び假の御殿を造營ありしかど、其後は御止宿の事はあらで、此邊御遊獵のときの膳所になし置かれしに、寛政四年伊奈左近將監斷家となりしより御用地となり、御殿は同き六年取拂はれて新開の地となりしが、文化四年糴米貯ふべき倉庫多く建てられ、郡代付の代官の持となれり。「一書に曰く、小菅糴倉、弘化年中貯糴十六萬石、外に江戸町會所圍糴數万石あり」○横井氏工業史云、明治五年、東京銀座市街改築の事ありしが、一時多數の煉瓦を要するを以て、大藏省は英國人を聘し、地を小菅村の穀倉の跡にトし、ホフマンの輪層窯を築きて燒かしめられしとぞ、これと同時に、本所、深川邊にも一時二三の製造所起れり、されども銀座市街の建築終るや、大抵廢業し、小菅の如きも漸々衰頽し、明治十一年、集治監を小菅村に設けらるゝや、煉瓦製造所を之に屬せしめ、堅牢緻密の好評を得しかば、皇居造營の御用ともなり、又楕圓形の輪層窯を築き、且石炭を用ゐることゝなれり。

柳原（ヤナギハラ）

今南綾瀬村の大字とす、小菅の南に接し、千住の東に在りて、隅田村鐘淵の北隣を云ふ。正保國圖にも小菅、柳原の二村名を綾瀬（隅田河）の東岸に錄かけるを見れば、もと堀切、千葉の堤外なる村名なり。承應、享保の間に、排水の事ありて、綾瀬狹窄し、從前廣遠の河道、開きて田土と爲り、小菅、柳原の御園地を生したるなり。

龜有（カメアリ）

小菅、千葉の東、中川を隔て新宿（ニヒジク）町に對し、千住、松戸の驛路にかかれり、鐵道車驛とす。今靑戸と併せ、龜青の新號を立つ。應永御厨注文に龜無（カメナシ）に作り、其他の古書に見え、葛西の舊村なるが、いつの頃よりか、無を忌み有に改む。○新記云、龜有は江戸より三里、名義傳へざれども、源平盛衰記、治承四年、頼朝角田川を渡り給ひし條に「今井、くり河、龜なし」と見ゆ、又北條役帳に、遠山丹後守が知行、百十二貫文葛西龜梨と見ゆ、されど今領中に其地名なし、正しく當村の事なるべし、さあらんには梨の實をありの實といひかへしごとく、こは全くなしの言葉を忌嫌ひてかく言へるなるべし。

正保國圖に據れば、中川は當時猿又に於て利根と相斷ちて相通せず、以下龜有まで堤防を修理して溜池と爲されり、溜井といへり、而も其溜井より西へ、小菅の方へ一渠ありて、溜井と綾瀬川とを連絡す、即利根の舊支とす。此河道は其後全く閉塞したれど、地形猶辨識すべし。元祿中、葛西用水の村西を過ぐる者を利導して、府内本所深川の上水に供せらる、號して龜有上水といへり、數年にして停廢したるも、其溝は小梅源森堀まで保存せられ、今に引舟堀の名あり。

靑戸（アヲト）

龜有の南、立石の北なり、今龜有に併せ、龜青の名を命す。應永御厨注文に木庭袋七十八町五段の下に細註して、堀内六町五段、靑戸二町半と云ふは、此地の事にや、蓋木は千の謬にて、千葉袋（永祿役帳に見ゆ）に同じ、堀内とは今其地を詳にせれど、靑戸に葛西城址あれば、其城をば堀内と呼べるならん、城を城內、又は堀内と云ふこと、諸州に其例多し。

新記云、靑戸村は往昔鎌倉殿の家司、靑戸左衛門藤綱の居住せる地とつたふ、北條役帳には、葛西靑戸二百貫文遠山丹波守と載す、葛西（カサイ）城址あり、近世遊獵の憩所とせらる、元是鎌倉將軍時代より、要害を構へて、世々割據せし所なり、相傳ふ、當時左衛門藤綱居住すと、然れ

（龜無）

（葛西城址）

ども藤綱は上總國青戸庄を領して、在名を名乘りしといへば、當所は其領地にて、常の居住所にはあらざるべし。小田原記に、遠山丹波守は葛西城を守れりとあるは、當所の事ならん、村民所藏の記に「慶長年中、東照宮青戸古城に渡御」、又寛永日記に「十八年正月廿五日、大猷院御遊の時、新宿近所ノ戸古城御殿に渡せられ、隅田川に至り給ふ」と、又村の記に、明る十九年古城殘りなく廢却せられ、跡に御殿を建らるとあり、想ふに御入國後有來れる壘砦を修せられて、古城、御殿など唱へしを、こゝに至つて新に殿作に改させられしならん、其後明暦三年に御殿を廢せられて、其跡は大抵隴田となりぬ。

史學雜志云、青砥左衛門の事は、太平記の外、確實の書類に見えず、太平記の文に據れば、青砥は報光寺、最勝園寺二代の相州に仕へて、引附の人數に列すとありて、其實名及び世系を載せず、又相州の實名を載せず、弘長記に始めて實名藤綱を掲げ、先祖伊豆の住人、大場十郎近郷、承久の役宇治の手に向て功あり、上總國青砥庄を給はり、父を左衛門尉前滿と曰ひ、藤綱は其妾腹の末子にて、幼時僧と爲り、後還俗して階常信濃入道の口入にて、評定衆の末班に列し、終に評定頭と爲ると、弘長記は記事猥雜にして、措詞鄙俚、太平記に比すれば遙に後出のものにて、寛文延寶頃、好事人の手に成りたりと覺ゆ、史料上斷して不採用の書たり、太平記の報光寺は時宗にして、最勝園寺は貞時なり、然るに弘長記時頼に仕ふと云ふは何でや、東鑑、北條九代記、關東評定傳、一も所見なし。

新居郷（ニヒヰ）

和名抄、下總國葛飾郡新居郷。○今新宿町あり、蓋新居の宿町の義にして、本郷は此附近にわたれる總名なりけん、即大島郷の北とす。

新宿（ニヒジユク）

今新宿町と云ふ、人口一千六百、龜有の東中川を隔て金町村の北とす、千住より一里半、東北へ金町を經て、葛東の松戸驛へ一里餘。新記云、葛西新宿町は江戸より千住、若くは本所を經、常陸の水戸、下總國佐倉等への往還、驛亭の一なり、當國橘樹郡鶴見村に傳ふる、天正十年、遠山丹波守直景が出せし傳馬の文書に「江戸、淺草、葛西新宿、但是者臼井迄」とあり、是に據れば北條氏分國の頃より、驛場なりしこと知らる。○正保國圖に據れば、中川は當時利根と相斷絕し、猿又以南別に溜井と爲り、其新宿の北にて、東へ一支を分ち、其一支は新宿柴又の間、南へ流れ小松川、二之江の邊に至り、船堀新川に注入す。此支脈は後世閉塞し、今葛西用水の幾多の溝洫、小合飯塚の方より來り、諸村に灌漑することと爲る。

金町（カナマチ）

今金町村と云ふ、新宿の東、小岩の北にして、江戸川の西岸に緣り、村の東北端は對岸の松戸驛へ向へり。千住より水戸へ赴く、東北海道線の滊車此を過ぐ、田端より七哩半。新記云、金町關は村東なる江戸川端にあり、對岸は下總國松戸町なり、故に金町松戸御關所と稱す、始て置れしは御入國の時ならんと云ふ、香取社、村の鎭守なり、社領十石は天正十九年に附せらる。○歷史地理雜誌云、北條分限帳に「狩德軒領、三十四貫八百文、葛西金町之内半分、領主知中辻」また「荻野某十七貫文、葛西金町之内半分、此年役八貫五百文、當年改被仰付」、本多家譜に「本多兵衛太郎、仕北條氏康、攻下總國葛西城時、爲先手有戰功、仍於葛西郡内金町、曲金、小松川三村、授五百貫之地、本領共八百貫也」と載す、村の吉祥院、淺野彈正少弼が天正十九年卯月の文書にも「笠井三十三郷の内、かなまち村」と記せり、寺院分限帳に「十石、武藏國金町村香取明神領」とありて、吉祥院は其別當なり、猿又と同く中古香取神宮造營の所役を勤めし故に、此神を影祀せしなり、所謂る半田稲荷社もこの村にあり。

柴又（シバマタ）（島俣）

今金町へ併せらる、金町の南に接比す。應永御厨註文に、島俣（シマヽタ）に作り、北條分限帳、及び正保國圖には柴俣に作る、原名島俣と云ふは地形に出てし者ならん。○新記云、柴又題經寺は往時草庵のごとくなりしを、延寶年中、日遂これを中興すと、帝釋像緣起の略に、當寺に日蓮彫刻の新鐫本尊とて、天像有りしよし古より云傳へしが、一時其在所を知らず、然るに安永八年、本堂再建の時、棟上より長二尺五寸幅一尺五寸、厚さ五分許の板出たり、水をもて其煤塵を淸めしに、片面は病即消滅の本尊を彫り、片面には帝釋天の像を刻せり、云々。

小合（コアヒ）（小鮎）

今猿又、飯塚と併せ水元（ミヅモト）村と改む、金町の北にして、北葛西郡二合半領と、溜池を以て相分つ。古來水派分合の衝にあたり、形勢沿革多し、應永御厨註文には小鮎（コアユ）に作る。歷史地理雜誌云、小鮎、今小合郷と唱ふ、永祿北條分限帳に、葛西小合四十五貫文、遠山丹波守と載せ、金町吉祥院、淺野彈正少弼長吉が文書には、笠井三十三郷の内こわい村と記せり、笠井は即葛西なり、正保地圖分て上小合、下小合、小合新田の三村とす、鎭守は香取明神なり。

小合溜池（コアヒタメ）

溜井と稱す、古利根（中川筋）と太井川との間なる一河道址にして、正保國圖に依れば、利根の本幹は當時之を流れて東南へ下れり。然るに承應年中より、利根の本常陸國の方へ潰走し、本幹遂に東に轉しければ、舊道を古利根と云ひ、漸く淺淤の野水と爲る。享保十四年、幕府中川を疏通し、古利根を以て其源と爲し、因て金町以南、船堀、今井に至る諸村の養水に供す。池形こ字の形を爲し、小合溜井と呼ばる。新記云、小合溜井はそのかみ猿が又にて古利根川の下流なりしを、享保十四年、改めて小合

に溜井を設けられし也、村の東界に、[illegible]、[illegible]均六十間許。

猿又（サルマタ）

猿ヶ俣にも作る、小谷の西北に隣り、古利根川は北より来り、北にて西に屈折し、又南に下りて中川と爲る、對岸は南足立郡伊興（イコウ）村也。往時の地形を推すに、利根は西に折れ、南の南足立郡六木（ムツキ）の西に於て荒川に會し、隅田川に向ひしならん。正保國圖にて、猿俣と伊興村の間に水路を遮斷し、中派、西派は全く閉ち、本河道は東派小谷（オヤ）より太井川（江戸川）へ傾注したるを見る、蓋寛永以後の水理なるべし。承應中、利根川全く常陸國へ決潰したるより、南下の河道漸く淺く、享保中に至り、更に中川、小谷溜、葛西用水等の修理成り、形狀又變す。（猿又龜有の間の溜井を破りて、中川を疏通せられしも此時とす）

按に、猿又は河流の激衝にあるを以て「寶永元年八月洪水、猿が股堤押し崩し、田畑在家過半破壞して、死亡人數を知らず、本所、深川、淺草、山谷、下谷邊、屋宇をひたす（武江年表）」と云へり。是れは當時已に常陸の方へのみ傾きたる利根の大河が、急に變して武總の故道に入り來れる者ならん。享保の洪水築堤以後、葛西江戸の水災稍減すと云ふも、是等の事に因るべし。

新記云、猿ヶ俣村は神鳳抄に「下總國葛西猿俣御厨、百八十町新御厨在之」とありて、古の伊勢神領なり、又村内の遍照院、天文七年總州國府臺の城陥りし後、當寺佛會のをありて、法幡を立連れしを、寄手遙に望見して、落武者こゝに潜居せりと思ひ、風上より火を掛けしかば、堂宇一時に灰燼となり廢寺たり、舊號は和銅寺と云へりとぞ。

葛西御厨神社（カサイミクリヤ）　今猿又に、僅に小祠存す、即葛西御厨の斎祭壇、いはゆる庤（カンダチ）なり。又香取神社あり、中世伊勢神領なれば、香取の課役にも服せしことありしなり、[illegible]關氏葛西御厨考云、此御厨の起源は、葛西氏が神宮を敬ひ畏みて奉獻せし者にて、檜垣文書に詳なり、

「寮頭占部宿禰安光解、申請紛失日記事、

皇太神宮御領、下總國葛西御厨、領家口入職者、爲先祖相傳、數代相續以來、毎年六日、戰重神役并葛雑公事物等、爲一圓神領、遂入部、致神役上分勤仕、僅欲令專天下長久安全御祈禱處、去年動亂中、件安光請代本文書等、令紛失間、任神宮定例、令立申日記之條々、

合參拾參郷、上葛西、下葛西者、

右當御厨者、本領主葛西三郎散位平朝臣清重、先祖以来任本田數之員數、永令奉寄伊勢太神宮、所爲戰重一圓神領也、而安光時代、寄文、次第證文等、悉皆紛失、元者去年中、世上牢籠之刻、惡黨亂妨之間、令紛失畢云云、其所申無相違者歟、此上者後代彼本文書、至出對之族者、不日□可被處于盜人之重科者也、因茲安光依所願成就、外宮御上分令加進、可爲二宮御領旨、所申請也、依之任先規傳例、爲末代龜鏡、與判如件、

永萬元年三月二十一日

禰宜度會神主（判）　使　御綿內　在地權禰宜光富（判）

「下總國葛西御厨注文

一猿俣　二十一町二段大　一小鮎十町六段大　一金町十三町四段半　一飯塚　六町三段小

已上四郷、田數四十五町五段、香取神宮寶殿造營役所、

一曲金　二十一町四段半　一荒張　二町七段　一下小岩　二十七町五段　一長島　三十一町七段　一二江五十一町大　一鹿骨　十三町五段

合六箇郷、田數百四十七町九段、

一島俣　七町五段　一今井　三十九町半　一東一江八十九町八段　一上小岩　十二町七段半　一上篠崎二十二町六段大　一下篠崎　三十九町九段　一寺島八十六町　一諸江　二十八町　一上木毛河　三十六町　一下木毛河　二十二町四段　一松本　十六町九段小　一東小松河　五十六町八段　一一色　四十四町五段　一奥戸　三十九町五段六十歩　一小松　三十町三段半　一西小松河　二十八町三段　一上平江　四十四町三段　一隅田　十四町一段半　一堀切　十四町一段半　一立石　二十一町三段　一木庭袋　七十八町五段、堀內六町五段靑戸二町半　一小村江　十五町　一龜無　四十町三段　一蒲田　八十六町　一西一江　二十二町二段　一中曾禰　五町一段大　一下平江　六十九町三段

・內外宮日食米之時、一段別に三百九十文宛取納畢、

以上惣田數千二百三十三町七段、

應永五年八月日

此御厨の地、戰亂の世には、大抵小田原北條氏の所有に歸したり、檜垣文書に左の一通あり、當時の形勢を證する是れり、

葛西庄内に、上故御神領有之由、先年下向之砌承候、當家先祖當國存知以來、其例無之候、但以神慮、房總兩國不殘至于今本意者、新儀に寄進可申候、條々筋目之事終而上洛、然に兩國弓箭半候之處、重而此御沙汰承候、不分別候、禰宜中へ不及御報候、猶石卷下野守、坂部岡右衛門可申候、狀如件、

二月廿六日（虎の朱印あり）　一檪兵庫助殿

今も猿が俣村に神明前と稱する地あり、當時皇太神宮を遷祀せし跡にて、領家古部氏こゝに居て神税を掌りし地なるを知る、寛元二年香取造營目錄に「寶殿一宇、作料米六十石、猿俣所役地頭壹岐入道」又文永二年遷宮用途記に「寶殿一宇、三間萱葺、作料官米六十石、仍地頭葛西新左衛門入道道進之」、香取神宮は廿一年毎に改造す

る由、延喜式に見えて、其郡中州内の大名に課せて、作料を獻ぜしめし也、至徳四年の官符に「武蔵國猿俣關務事、香取大禰宜長房、如先規可令致沙汰」云云、此に彦名、鶴舌根、大堺、行徳の四關をも合せし者なり、是は關門を置て、往還の人馬より關錢を徴し、神宮の用途に充たる者か、今も此村に香取社ありて、一村の鎮守なれば、中頃より香取神領となれりと聞ゆ、後には小田原の占領地となりて、北條分限帳に、葛西猿俣四十九貫文、寶寺大藏丞知行と記したり。

飯塚（イヒヅカ）　猿又の南に接し、新宿町の北とす、中川にそひ、小合の西に居る、今相合せて水元村と云ふ。小田原役帳に、飯塚九十三貫文、會田中務丞年役とのす（書記云、飯塚村には飯塚といふ塚ありて、村名實に之に因る、夕顔觀音堂あり、三間四面、高欄附の堂にて、巧を盡せり、（一書云、元祿十五年、夕顔觀音堂、土中より弘長二年壬戌閏七月と銘せる掛佛を堀出せり、江戸砂子云、飯塚は江戸より四里あり、夕顔觀音は、元祿十五年の春より秋にかけて、參詣者晝夜をわかず、是は村民五郎平次が所所なりとか。

度毛郷（トモ）　和名抄、下總國葛飾郡、度毛郷（今詳ならず、下總舊事考に、原早（今東葛飾郡）を以て之に擬し、國郡沿革考に、猿俣の邊なるかとせり、されど原書に度毛、八島、新居と列記するを思ふに、葛飾西南の地にして、葛東もしくは下河邊には非ず、北葛飾郡の南偏、二合半領へ入れる戸ヶ崎、八木郷にあらずや、と疑はるれば、假に此に係けて、後の考定に待つ、東大寺文書、養老五年、下總國葛飾郡大嶋郷戸籍あり、度毛は伴部てふ氏號に出でし者にて、大伴部と云ふも、度毛郷の住人なりしを知る。

南足立郡

南足立郡（ミナミアダチ）　東京の東北郊、千住附近の地を足立郡より割きたる者にして、今一町九村、人口四萬、千住に治む。面積三方里許の狹地なれば、一郡自治の力に乏きや明なり、足立へ還元する能はざれば、葛西と合同すべき歟。

南足立は明治十一年の命名に係る、足立郡東南隅の一角にして、和名抄の郷域を詳にせず、餘戸郷歟、又綾瀬川東なる六木、大谷田等の地は、古の利根大河の西岸にあたれば、當に下總國の域内にして、葛西の屬なりしを疑ふ、千住は此地方の大邑なるが、近世には渕江領の名を用ひ、其西辺を兼ねたり。中世には又下足立の私稱あり、渕江領も其遺聞を用てありき、國郡沿革考云、足立後世分ちて上下二郡となす、永祿二年、小田原役帳、亦上下足立あり、其の地方を探るに、花又村、鷲明神縁起曰「應徳二年乙丑正月、武州下足立郡渕江領、花又村鷲明神、別當、正覺院法印光海」、又曰「至徳元年甲子冬十一月、同別當正覺院法印圓譽寫」とあり、是より僞托に出で、應徳、至徳の号に非ざれども、亦足立を分ちて上下となせるを證すべし。

大谷田（オホヤタ）　今蒲原、善賢寺などと合せ、東渕江村と改む、然れども渕江領の東にて、古の下足立郡渕江領の西にはあらず、[illegible]と疑はる、即葛西の舊有にして北は[illegible]に隣し、古代利根大水の南下にあたり、支流此大谷田、六木等の一地を洗ひて、洲嶼を成せしを想ふべし。正保の圖に參考するも、其大概を推すに足れり、大谷田の南に河道址一條今に存す。

蒲原（カバハラ）　今善賢寺、北三谷（キタサンヤ）、大谷田（オホヤタ）及び新田を合して、東渕江村と云ふ。正保圖に據れば、大谷田、善賢寺の二村、及び諸新田に、古利根と綾瀬とに圍繞せられて、洲嶼の状を成せり。

葛飾國隅田川考云、四神地名錄に「中川と綾瀬川の間に横たはりて、古隅田川といふあり、今はうつもれて川はわづかに一間あまり、むかしは中川と川またになりて、荒川へ流れ合ひて海に入しものなり、土人のいひ傳ふるは、古隅田川の北にそひし蒲原村は、いにしへの驛にて、いまも宿といふ地名のこれりと、今隅田川と稱する地は、二百五十年前は海にして、川のあとへきなし、しかれば土人のいふ古隅田川、實蹟なるべし」云々、此説うけがひがたき者あり、土人の古隅田川といへるは、もとより利根川の下流にて、古へは流も廣かりしなるべけれど、今の隅田川は昔も武藏下總の境川なること、論ずべくもあらず、古きふみにもその證すくなからず、いまいふ古隅田川も、武藏足立郡と下總の國の境なれど、予が往古よりの隅田川とするものと異なり、又隅田川と稱する地は、二百四五十年の前は海なりといふは、尤みだりの説なるべし、回國雜記、北國紀行、梅花無盡藏等は今を去る三百四五十年におよべるものなるが、是らに載する所にても見るべし

六木（ムツキ）　今花又に併せ、花畑村と改む、大谷田の北なり、東は中川を隔てて葛西猿俣に對し、北には河道址ありて、南は古隅田川と相限る、蓋し永祿以前には、利根川の一支、六木村の北界を西へ流れ、綾瀬へ入りし歟、即武總の國界も、六木の南北を洞流する利根河に因

れりと想ふべし。すべて六木、大谷田の邊、新田擬しと號、寛永、慶長以前の古村はなかるべし。○六木は古に水川は、葛西八條用水の一派にして、北より來り、古川と交叉して本村に入り、鶴有（南葛飾郡）の方へ流る、萬治二年の創造に係る。

花又

今六木と併せ花畑村と改む、六木の西北、綾瀬川の西緣なる村落にして、南埼玉、北足立の二郡界に臨めり。見沼東緣用水川、西方より來り、花又の北に於て綾瀬へ入る。

新記云、花又は江戶袋庄と云ふ、又當村及び伊興、本木、三村を古は淵江郷と呼べりと云ふ、淵江の名今郷村にも殘らざれば、淵江領の名はこゝより起りしにや、花又は古き村なり、正平七年の文書〔尾陽雜記〕に見えたり、されば當時は花俣と書しならん、又正平の頃、秋山、水野なといひし者此所を領せしこと、此文書にてしらる、鷲明神社、村の鎭守なり、年々十一月酉の日には、必都鄙參詣のもの、貴賤群集す、之を西のまちと號す、社內に安ずる神躰は、古色のものなりと云へど、容易に人の見ることを許さず、緣起一卷あり、うけがたき事のみを記せり、ただ記中に、應德二年成りしを、寶永二年に至るまで、しばしば書改し由を載たり、其大綱は、此鷲神也者、鎭座于武州下足立郡淵江領花亦村也、本則大聖牟尼尊、遂則鷲大明神、斯乃新羅三郎源義光歸敬、所護念之靈鎭也、云々。

武藏國足立郡內花俣郷、秋山次郎跡事、爲勳功之賞、所宛行也者、任先例、可致沙汰之狀如件、

正平七年五月廿四日、源朝臣（判）水野平太殿、

(江戶袋)

竹塚

今伊興、保木間、六月等を併せ淵江村と云ふ。梅田、西新井の北、花又の西とす。舊奧州街道之に係るを以て、近年東武線久喜に達する鐵道車驛と爲る、千住へ三哩半、草加（北足立郡）へ二哩半。

(伊興)

小田原役帳に、下□□三十貫文、下足立伊興村と載せたり、白旗塚、□□にあり、甲塚、稲荷塚、聖塚など其邊に散在す。新記。

淵江

舊領名にして、大略今の南足立郡なりしなり、即北足立郡の矢古宇、平柳と相分てり。近年竹塚、保木間の邊を特に淵江村といひ、大谷田、蒲原の邊を東淵江と爲す。

新記云、淵江は足立郡の領名にて、梅田など昔淵江村と呼べりとか、今も本木、花又、伊興の三村に此郷名を唱ふ、又天文、天正頃の文書に、淵江之郷と云ひ、北條役帳に「百八十五貫文、下足立淵江、千葉殿」とあり、當今は領名と爲り、合村三十八。

寄進黄梅院、武藏國埼西郡葛濱郷內、久下五郎左衞門尉、大河戸女子方、並同國足立郡殖竹郷、地頭職內、同郡河田郷領家職內、同郡淵江郷石塚村等、同足立大炊助跡事、右爲相摸國鎌倉郡小坪寄半分替、所令寄附也者、早守先例、可致沙汰之狀如件、

應永四年七月廿日　左兵衞督源朝臣

伊藤谷

今隣近の諸新田を併せ、綾瀬村と云ふ、花又の南にして、綾瀬川の兩岸に跨がり、小菅村（今南葛飾郡南綾瀬村）と地界交錯し、千住町の東北に隣比す。彌五郎新田、五兵衞新田、次郎左衞門新田の地頗廣し、正保圖には、伊藤谷なる新田と記す。

石塚村、今其所を知らず、竹塚にあらずや。

千住

今千住町、人口一萬七千、荒川に架せる大橋（千住橋といふ）以北、半里程に布置せる驛家是なり。東京の東北口にあたり、奧州道を承く。今鐵道は上野田端より分岐して本驛に至り、更に二分し一は舊奧州道久喜驛に達し、東北の山道線に會ひ、一は土浦水戶に向ひ、東北の海道線と爲る、（上野より五哩六、久喜へ二十五哩、松戶へ四哩）俗に北千住驛と云ふ。

(北千住)

千住は幕政の時、中宿、北組の二に分ち、其南なる南組（南葛飾郡）をも含め、千住宿と稱したり、大約東北の咽喉なればなり。○隨筆紀聞云、千住、其郊於是都也、百日繁庶、街巷交錯、近郷人家聚居、謫川魚、朝市頗盛、諸夫販婦、冠蓋相雜、一驛頗填、立錐無地。○新記云、千住五ケ町、及び掃部宿、豐島郡小塚原町、中村町を合せて一宿とし、すべて千住宿と稱せり、其掃部宿は豐島郡小塚原町の北に續けり、當村の開墾は名主庄左衞門が先祖、石出掃部亮なりと云ひ、彼家の說に曰、掃部亮吉胤は千葉の氏族にして、遠州石出に住す、故に庄名を名乘れり、後又下總國千葉に移り、慶長三年、當村に移りて開發せしと、云々、大橋は南の方荒川に架す、長さ六十六間、幅四間、德川氏入國の後、北國の通路自由ならしめん爲め、伊奈備前守忠次に命せられ、文祿二年より三年に至りて掛渡せりと、橋邊を小名橋戶と呼ぶ。

(千住橋)

○巢寓跡云、舟行揚梅寺、以進、水程叢澀、方向屢轉、筑山之碧、或露半體、或呈双尖、須臾失矣、既到千住驛、停船視橋柱、水蠹侵蝕、木理如削、猶爾巍然、甚偉、是橋文祿三年所造云、到尾具村、漁人把布罟、捞白小、繫泊縱觀、且飯、既而開船、水益幽以潔、境益幽以寂、兩岸之草樹、老綠與穉翠相發、雨遠帆來還于其間、使人頓忘宦情哉、遂到舟方村、日過未牌、從此迴舳反。

新記又云、千住の名義を尋ぬるに、昔新井圖書政次、嘉曆二年、荒川にて千手觀音を採得しにより、かく名つけたり、其像は勝專寺に安するものなりとぞ、又一說に、京都將軍義政の愛妾千壽の前と云しが出生せし地と云へど、是らの說話は最もうけがひかたし、別に故あるべし、殊に將軍義詮を千壽丸と云ふは系圖にも見えたれど、千壽の前のことは附會甚と云ふべし、今千住宿は奧州常州への海道の第一にして、江戶日本橋より二里を隔

(千手)

て、當宿より北の方草加宿へ二里八町、東の方常陸海道葛飾郡新宿町へ一里半、以上三方への人馬を出せり、宿並間數千二百五十六間、其左右に旅亭商家軒をならべて、旅人絕ゆることなく尤賑へり、享保の頃より毎朝市をたて、五穀野菜、或は川魚等をひさぐもの日に盛なり、故に明和年中より各其問屋を立て稅を斂む。

按、千住の名義は、千手觀音に因りて起れるならん、諸國の例にて之を推すべし、又千町原と云ふ地名、松屋夜話に出づるも是非を知らず、此地に似たり。〇又按、千住は江水を帶び驛路にあたれば、中世諸國郡に、要衝を相して關屋を置き、以て征錢を收めたる頃には、此にも其設ありし如し。(隅田の關屋參考)昆嶠侯武藏名所考云、關屋とは今足立郡千田なるべし、千住宿三丁目分にして、西光院藥師堂あり、又關屋天神は、千住掃部宿部分にして、田の中に木立あり、二地相近けれど、一所にあらず。

貿易備考云、千住魚市は、初め村民農隙に漁獲して、江戸府内へ運送販賣するに起原し、爾來上野、下野、常陸の三國、及び奧羽仙臺地方より輸送する魚物を買收し、專ら川魚を販賣するを以て務となす、寬永八年に至り、同業者毎歲七月鮮鯛を幕府に進獻す、安永六年其進獻を廢し、更に稅金に換ふ、其額永錢二貫文にして、之を小菅代官役所に納進す、明治元年、新に小菅縣を置かれ、其管轄に屬し、四年更に東京府に隷屬せり、該市場販賣する品種は鰻、鯰、鯉、鮒、泥鰌にして、仙臺よりするものは、水戸那珂湊に回漕し、然る後本市場に達せしむるを法とせり。

(根島)**梅田** 今島根と併せ、梅島村と改む、千住北組の西北に隣る、〇新記云、梅田往古は海に濱たる地なりしが、後に寄洲となりて開けし故、往古淵江村と唱へり、其後志太先生義廣、一旦此地に閑居せしが、夫より五代の孫常陸介久盛、此に來り住せり、此人氏を梅田と改めしにより、村名をもかへしと言へり、今村民戸ことに淺草紙と云ふものを漉きて、生産の資補とす。

島根村は、氷川社神主、應永二十年足利將軍家の文書に、足立郡島根村の内社領に寄附せしことみえ、又橘樹郡長尾村の北條氏永祿中の文書に「足立之内島根之村、台千葉殿御老母爲御堪忍分」と載せたり〔新記〕

西新井 今本木、興野をも併せて西新井村と云ひ、梅田の西隣とす、眞言宗新義派の總持寺あり、昔寺領三十石、弘法大師の影堂あり、近世これを厄除大師と稱し、府内及び近郊の男女信仰頗盛なり、千住大橋より凡一里半。(此寺は寬文、延寶の比、根生院榮譽、幕府の請依によりて中興す)

舍人 今古千谷、入谷をも併せて舍人村と云ふ、竹塚の西北に隣り、北足立郡鳩谷町に近し、千住を去る二里半

新記云、舍人町は正保改定の圖に村と載す、町と云ふは其後の唱なること知るべし、永祿の頃、岩槻城の家臣舍人土佐守と云人住して、此邊を領せしより、地名に唱來れりと、古より毎月二七の日を市日とせり、近村赤山に伊奈右近將監が陣屋ありし頃は、舍人馬の繼立などありて賑へしが、其事止みしより町も衰へしと云ふ、毛長沼、村の東にて長卅一町三段、水深き所は蓮を植ゑ、又水田に開きし所もあり(見沼東緣川水を此邊にて毛長落川と呼び、東に流れ花又に至り、綾瀬川に注入す)又云、舍人町氷川社の神體は、圓徑一尺許の華蔓にて、表に佛像三軀ありて、裏の銘に「敬白、神明三御前、遣迎御[ ]六一面也、應和六年五月、□□□大夫」云々と見ゆ、應和六年は康保三に當る、昔東國の地にて改元の事を知らずして、應和を六年までも數へしならん、古千谷村は元和の頃のものには、東屋と見え、又寬永六年の水帳には、舍人の内古千谷村と記し、正保改定のものには既に別村に載せたれば、舍人町より分れしこと知らる。

(谷千古)

(鹿濱)**沼田** 今鹿濱、宮城、小臺、高野、加賀皿沼などを併せて、江北村の稱號を命ぜらる。西新井の西に並び、荒川の北岸にあたり、千住、川口二驛の中間とす。

新記云、吾妻鏡、嘉祿二年の條に「鎌倉殿御所中騷動、武藏國御家人、沼田四郎父子、白井太郎父子、忽起鬪諍、互殺害畢、聊有宿意」云云、此沼田四郎若此所の住人ならんには、古き村なり、他の郡に沼田と云へる地名をきかず、小田原役帳には、下足立沼田と明記せらる。

宮城 今江北村の大字也、宮城は荒川に緣り、豐島郡豐島村に對す、小田原役帳にも載す「七貫文、足立内宮木、堀之内」云々。

新記云、寬永年中撰ばれし書に、宮城中務政業、岩槻の太田三樂に仕へ、もとは豐島氏なり、然れども武州宮城を領する故を以て氏とすとあり、是證とすべし、今又豐島系圖によれば、豐島二郎吉國が子、宮城六郎政業と載せたり。

餘戸鄉 和名抄、足立郡餘戸鄉。〇今詳ならず、南足立は一も古鄉名の擬すべきなければ、假に餘戸と云ふを保けて、後の考定をまつ。

入間郡

入間郡 武州の中央にあたる大郡にして、今人口二十萬、面積三十三方里、七町五十七村、川越に治す。而も地形の自然を觀察するに、高麗の一郡のみ本郡に併入すべきにあらず、新座郡も當に入間に屬すべ

（伊利廳治）

し。故に本篇は新座（面積四方里、人口二萬五千、二町六村）の七町村（保谷は更に北多摩へ移す）を北足立より割き、本郡の首めに係けたり。又入間、高麗兩川の水源なる四村、秩父の現管なるも、亦形勢に相して、本郡の中に繫けたり。

入間は和名抄、伊留末と訓み、八郷に分つ。萬葉集に、武藏國歌、伊利麻治云々とある（大家郷を參考すべし）は、入間路の義にて、イリイル古人轉用せる者歟。續紀に入間郡數見す、

神護景雲二年、武藏國入間郡人、正六位上勳五等、物部直廣成等六人、賜姓入間宿禰。寶龜三年、武藏國入間郡人、矢田部黑麻呂、免其戸徭、以旌孝行。八年、武藏國入間郡人、大伴部直赤男、獻西大寺商布一千五百段、稻七万四千束、墾田四十町、林六十町、其身已亡、追贈外從五位下。

（入東郡）

是等物部、矢田部の諸氏は皆入間の古盛族にして、太子傳暦に、舍人物部連兄麻呂賜姓武藏國道とあるも、物部入間宿禰の一類歟。その外に又出雲祝の一族あり、姓氏錄に天孫（左京神別）入間宿禰、天穗日命十七世孫、天日古曾乃己呂命之後也と載せたる者是也。延喜式に本郡の神社、物部（天神）と氷川（出雲）の二類を揭ぐるは、昔時天神天孫の兩入間宿禰ありしを洞見すべし。（古事記傳に、天神の入間宿禰と、天孫の入間宿禰と混合して、一者の如くに論述せられしは信け難し）〇新風土記云、當郡古は多摩郡に通じて茫々たる原野なり、都て是を武藏野と號し、後世分ちて入間野と記せしもあり、又三芳野の雁、堀兼の井の如き、郡中の地名、縉紳家の歌枕に入しゆゑにや、郡名も自ら世にいちじるし、後世に至りて郡中の曠野多くは新墾して、悉く田畝となり、人家も從て出來にければ、古とは大にことなり、又中古より郡中を二分して入東、入西の唱あり、七黨系圖に、兒玉惟

（入西郡）

行三代の孫、入西三太夫資行あり、その子を淺羽小太夫行業と云ひ、淺羽は則當郡の鄕名なれば、入西も此郡名にとりしこと論なし、是れ古くより入西と分ち唱ふるの證となすべきにや、又寶治元年、鎌倉公方より下文の案に、吾那入西郡と記せし事、郡中なる法恩寺年譜錄に見ゆ、世下りて天文、永祿の頃も、專ら東西を以て唱へしこと、小田原役帳、及び當時の古文書などに歷々たり、東西の界限今詳ならずと雖、小田原役帳に據りて考ふれば、大抵入間川を界とせしがごとし、此郡古を以て考ふるに、國の中央に當りて、多磨の府よりは若干の曠野をへだてたれば、郡家を置れて進退の指揮ありしと思はる、後世武家の世となりても川越に館あり、是今の高麗郡上戸村の邊なり、其後因循して鎌倉公方の北より、かの地に城廓を構へて、近郷を治めしめしが、爰も便あしければとて、今の地に城壁をうつしけり、郡の地域は、其形譬へば瓢簞の如く、中間狹まりて、その邊を入間川流るゝをもて、其地形二郡の如し、古入西郡、入東郡と分ち唱へしも、其理なしとせず、圖郡の形狀、中間に川越城あり　東に柳瀨川流れ、南に狹山の峰つゞき、西はもとより秩父の方へ連れる山足にて、北は越邊、入間、荒川の三流延廻して界をなす、されど中間高麗郡の地押入たれば、其詳かなることは記しがたし、然るに以上の經界も、古今大に變革せしと見えて、和名抄郷名の中、廣瀨などは今其遺名あれど、本郡に在らずして高麗郡に屬す、又法恩寺年譜錄に載る大豆戸村、今北企郡に屬するの類にて、之を知るべし。

入東入西の分界は、入間川の東西に因る者の如し、然れども其間に多少の出入ありしにや、今之を詳にし難し、且入西郡の南方は、後世多く高麗郡に倂されたり、最糺明し難し。

（新羅郡）

新座郡

明治二十九年、北足立郡へ倂入す、然れども地勢荒川の西方に居りて、全く北足立郡と水を隔て、東京より川越に往來する交通にあたり、當然入間（若くは北豐島）郡の屬とす。故に本篇は之を入間郡の首に揭ぐ。面積凡四方里、二町七村、人口二萬餘。又郡内保谷の一村は、形狀北多摩郡の域内に插入するを以て、彼郡に係けたり。

國郡沿革考云、新座郡は古の新羅郡なり、延喜式、新座に改む、初め「天平寶字二年八月、歸化新羅僧三十二人、尼二人、男十九人、女二十一人、移武藏國閑地、於是始置新羅郡焉」「寶龜十一年五月、武藏國新羅郡人、沙良眞熊等二人、賜姓廣岡造」按、新羅改稱の事、史に見えず、然れども和名抄新座郡二郷、志木、餘戸あり、今白子村土人シラクと唱ふ、即志木の地にして、新羅の遺名なり、或曰、志木蓋志樂の誤ならん、木樂の草書、頗相似たればなり、又郡人沙良眞熊等に廣岡造の姓を賜ふ事は、其東隣豐島郡に廣岡郷あるに因るなり、是亦新座は新羅の改稱たるを證すべきなり。〇新風土記云、新座郡は和名抄爾比久良と註す、中古よりは假借して新倉とも書せり、斯て近代に至り新倉村の人、己が村は郡の本郷なりとて、餘の村をばおとし、其はては諍論を起し訴へけるより、時の代官郡名の字、村名と同字を用ゐし故に、頑愚の民かゝる僻事をいひ出すなれとて、郡の文字をば座の字に改められしとつたへたれど、その年代は詳ならず、元祿頃の事かや、それよりして唱も區々に別て、東南の方にてはニヒクラとも唱へ、又ニヒザとも云ひ、西の方高崎領の邊にてはシンザと唱ふ、かく古を失へしかば、土人已がまゝに混亂したり、然るに享保二年、郡名の唱を定められ、今はニヒザと唱ふることゝはなれり、中古まで此邊は武藏野の末にて、茫々たる原野なれば、其北は今の新倉、白子の數村の地のみ民家あり

と見ゆ、延喜式にも五十戸より以上、隣郡に附しがたき地は、別に一郡を置れし由見えたれば、此地瘠薄たる村里なれど、地理に依りて一郡とは定められしならんか、郡內街道一條あり、江戸より川越への通路にして、昔日蓮佐渡國へ配せられし時、武藏國に至り久米川の地より新倉をすぎ、日をへて兒玉時國がもとに宿せし由、其年譜に見えたるは、こゝに云へる古街道のことかや

松山巡覽志云、新座村白子宿、土人はシラクといふ、古の新羅郡なり、類聚往來の武藏國郡名の所に、新座郡となくて、新羅とあり、是は何によりて記せしや、古書になき事を、わづかに此書を以て證とはなしがたし、只後世の書に出たるが珍しければしるすのみ、但し志ひて說をいはゞ、新座は新羅の轉たるにや、さらば新座と書たるより、文字につきてにひくらと唱しか。○今按、新羅を新座と改められしは、高麗を高倉と改められしと同例にて、續紀、姓氏錄に高麗氏を高倉に改められしこと見ゆ。但し當國高麗郡は此例に入らずして、依然高麗と唱へ來れり。又國史に、新羅人を武藏國に配置せられしは、持統紀を初見とし、聖武帝の時、天平寶字二年郡名を建てられ、四年には「置歸化新羅一百三十一人於武藏國」、五年には「令武藏國少年二十人、習新羅語、爲征新羅也」とあるなど、狀況想ふべし。清和紀、貞觀十二年、新羅人清信、鳥昌、南卷、安長、金連等、五人を當國に移されしに、同十五年、新羅人中、金連以下三人、逃隱しければ、京畿七道に令して搜捕の事見ゆ、其後は歸化安置の事を聞かず。

埼玉縣村名誌云、新座郡は合て一驛、二町、廿三村なり、凡南北三里餘にして、面積四方里六あり、其地武藏野の東端に際し、平坦高燥、多くは水に乏しきを患ふ、故に承應年中、松平信綱の家士安松金右衛門、多摩川の水を分ち、七里餘の溝渠を鑿ちて飲水に供す、此末流野火止を經て志木宿に至り、百餘間の筧を架し、內川を渡し、入間郡村々の水田に漑く、民業は農を專務とし、産物は米、麥、蕎麥、及び蔬菜、花卉、多く東京に輸送す。

志樂鄉

和名抄、新座郡志木鄉。高山寺本、志末鄉とあり。○今按、志木、志末は共に樂字を草體に書せる者、末に近似し、木に近似するを以て、魯魚焉馬の誤を招ける也。即今の膝折村新倉村、白子村の邊にて、豐島郡に近接する方ならん。

新風土記云、志木鄉は古音の相通なれば、シラヽと云ふを、中略してシヽとせるならん、此說牽合に似たれど、そのかみ郡內多くは未開の地なれば、其所在は實に白子宿の邊なるべし。

白子

今白子村と云ふ、新座郡の東界にあたり、豐島郡赤塚村と一溝(矢川と名づく)を以て相隔つ。板橋驛へ二里、川越へ六里、北方荒川の岸を去る一里許、小驛家とす。

行囊抄云、江戸より川越に赴く道に、四樂村あり、白子とも云ふ、共に新羅の轉なり。新記云、吹上觀音堂(白子驛の北半里にあたり、下新座と云ふ)は境內六十間四方、本堂八間、東向の精舍なり、元龜二年鑄造の鰐口あり、祭日には遠近の男女群集市をなせり、是を吹上の市といへり、縁起に載る所は、天平年中、行基巡化ありし時、土地の靈佛出現の相ありとて、天生の椋の木にて高八寸の觀音の木像を彫刻し、赤池の間に一宇を建て安置せり、後多くの年歷を經、普明國師東明寺を開基し別當とせしとて、今の本堂は近年の再興なり、此堂前より荒川の左右を望むに、青山に眼を遮り、帆舟木の間をすぐるさま、頗佳景の地也、小田原北條の時代は、此村代々寶に守護地頭不入の地たるよし、其頃の文書に見えたり、今は驛家ありて、人家簷を並べたり。○白子驛南の小寺の境內、一樫樹あり、その皮肉の間に插入する所の石器ありて、四五寸許を露出す、石器は謂ゆる石棒の類とす。

(吹上觀音堂)

小榑

(橋戸)

今橋戸に合し、榑橋村と改む、白子の西隣也。○新記云、橋戸村は天正十九年、伊賀組へ賜りしより、今も伊賀組の給地なり、江戸を隔ること四里半、土人は上白子村の一名を橋戸村とも心得たり、村民庄忠右衛門が所藏の北條家の文書にも、白子上鄉の名を載せたり、教學院、境內除地一町四方、古碑五基あり、その內二基は文字消して見わけがたし、三基に刻する文字は文永八年、文和五年二月、嘉吉三年八月逆修禪嚴とあり。

矢川

白子川とも呼ぶ。○新記云、白子川、小榑村と豐島郡土支田村との界、井頭池より出て、郡界を流れ、下流は荒川に入る、水路凡一里半餘、川幅二間より四五間に至れり、下流新倉村、成增村、赤塚村の邊にては矢川と呼ぶ、此川豐島郡赤塚鄉中の用水に引注く。

新倉

今新倉村と云ふは、上新倉にして、下新倉は白子へ併入す、吹上觀音堂(下新倉)の西に迫り、膝折村根岸の東とす。

水月古鑑曰、武藏國新倉鄉七百貫事、有可領知、亡父藏人佐忠節、本領永不可有相違、仍執達如件、文保元二月十八日、吉良貞經殿、源朝臣。

新記云、新倉村は新座郡の根本の鄉なりと、新羅王の居跡なりとて、牛房山の上にわづかの平地あり、又當村に山田、上原、大熊など氏とせる農民ありて、祖先は新羅王に從ひ來れりと云ふ、されば此山名ももと新羅王の居跡より起りたる事なれば、御房山など書くべきを、何時の頃よりか牛房の字にかへしならんと、是も村老の說なり、國史「持統紀元年四月、筑紫大宰、獻投化新羅僧尼及百姓男女二十二人、居于武藏國、賦田受稟、使安生業」といひ、又四年二月、歸化新羅人、韓奈末許滿等十二人

な、この國に置かれしとあれば、この居蹟と云ふは、もしくはこれらの人なりしにや、されど外に據もなければ詳なるを知らず、又此村に朮庵といふ草堂あり、土人の傳へに、此邊は武藏野の内にても、別きて其名をウケラ野とて、朮の多く出せし所なれば、古きを失はじとて、かく庵の名とせりと、覺束なき説也、萬葉集東歌の武藏國歌九首の中にも「こひしくば袖もふらんを武藏野のうけらが花の色にいづなゆめ」是等の事を以て、かゝる名の起りしなるべけれど、古き事にはあらざるべし、されば此朮庵など云へるも、近き世の唱なるべし。

膝折

今膝折村と云ひ、白子の西一里にして、川越路にあたる。其北なる溝沼、根岸、臺、岡なども今皆併入す。村西に黑目川てふ小溝あり、北流して、新河岸川(内川)へ入る。

新記云、膝折宿は新座郡の中央に在り、江戸より行程五里半に餘れり、此地の開闢は、土人の傳へに曰く、昔高麗郡高麗の城陷りし時、主將某は敵のために討れ畢ぬ、家臣五人遁れ出て、落人となり此地へ來れり、其頃はたゞ原野なりしを、かの五人の者力を合せて、遂に家を造り住居の地とせり、今その子孫わかれて數軒となるも、其中に主たる者の家、長く亡びしを歎き、自骨して高麗を家號とせるものあり、高麗氏は高麗郡新堀村聖天院に葬りて、今に墓石のこれりと、按するに、聖天院に高麗王の墓あれど、その事歴さだならず、物産脚籠あり、梔を盛る籠にして、下に跗をつくりつけたるものなれば、脚籠と云べきを、土人カッケと唱ふるものは、語路のたよりに從へるなるべし、夫れも古き事と見えて、回國雜記曰「ひざをりと云へる里に市侍り、しばらく假屋に休むに、例の俳諧を廢して、同行に語り侍る、商人はいかで立らん膝折の市にカッケを賣るにぞありける」之によれば、脚籠をひさぐも久しき業なり、其市は今廢して、たゞ毎年十二月十四日には、地藏市と號し、人々群集するのみ。

東園寺

膝折の北、黑目川内間木に臨める岡上にあり。新記云、東園寺は其開基の事傳はらず、往古は今の地より東の方、不動坂の西に當り、十二間四面の藥師堂あり、左右に五ヶ所の別當寺を置き、輪番に勤めしが、後故ありて中絶す、寛弘年中に至り、法印永隆と云ふ僧、其廢したるを起したるなりと、境内古碑五基あり、其一文永五年卯月十一日と刻す、此觀音堂は廣澤池の邊、少しく高き處にあり、故に廣澤觀音と云へり。

膝折村の大字臺にも、古碑散在す、中にも民家の後なる堂山と呼ぶ藪の中に、十數基ありて、正安三年辛丑、文保二年、永仁三年、弘安二年、應永二十五年、延德三年など、銘の見ゆるあり、臺村は永祿役帳に代山と云ふにあたる。

(代山)

岡村

今膝折村へ合せ、其大字と爲る。新記云、岡村の古城跡は、廣四五町に二三町もあるべし、今も土居のあとあり、本丸と覺しき所を指して二條と云、西の方へ下る坂を尾崎と云、相傳ふ、此城昔太田道灌の持なりと、他に所見なし、永祿の頃此近郷は太田新六郎康資が知行と云へば、もしくは康資が砦などにや、今は雜木繁茂し、林間より田島、溝沼、内間木の數村を眼下に見下し、眺望頗佳なり。

根岸

今膝折村へ合せ、其大字と爲る。新記云、根岸村は新倉郡廣澤莊に屬し、川越街道の北にあり、古へは同村、溝沼村、及び當村を通じて一村なりしが、いつの頃か分る、正保及び元祿の繪圖にも此名あれば、正保以前より別れて三村となりしと見ゆ。

廣澤原

膝折南北にわたれる廣野の名にして、黑目川をば古名廣澤といへるごとし、此水は多摩郡前澤(今久留米と改む)に發し、北流三里許、内川と共に荒川へ入る。

○新記云、廣澤野は新座郡の中央にはびこれり、膝折村の北に廣澤池あり、故に此名あり、誤りてひらさはとも唱へし故、今或は平澤と記す者もあり、昔は限りなき曠野なりしかど、今は土地開けて原も狹まりしと云ふ、されど補長短をひとしくする時は、一里四方もあるべし、白子、新倉、片山、膝折の村々その境をめぐれり。

史學雜誌云、廣澤庄は東は白子、博橋より、西は舘村、南は片山に至り、北は柳瀬川に臨む、大約新座郡の八分を占め、廣澤原の名、今も其曠野に存す、小田原役帳に「江戸廣澤之内村、百六十七貫文、太田新六郎」とある是也、又同書に「廣澤内、根岸、代山、源七郎分、二十貫文、新六郎寄子」とあるは、今も莊内に根岸と臺の小村名存す、然るに新風土記に、府内の下谷坂本町邊を廣澤に擬し、正洞院に廣澤山の山號ある事と、江戸長祿圖に金杉下谷の條、廣澤の村名を載する事を引證せど、正洞院は常陸國久慈郡澤山耕雲寺の末なれば、慶長年中創建の時、廣澤と號せるのみ、長祿圖は僞作、何かあらん。

(廣澤)

黑目川

又久留米川に作る、北多摩郡田無町の邊なる野水の末にして、東北流し、本郡片山村に入り、膝折と野火止新田の間を貫き、根岸臺の下に至り、新河岸川に入る。○新記云、黑目川、水上は多摩郡柳窪村にて、所々の清水あつまり、本郡片山郷栗原村へながれいる、此邊をすべて黑目里と云ふ、故に此名あり、或は久留米川とも書き、又來目川とも記す、川幅或は二三間、或は五六間あり、末流に至りては十餘間に至る、その中根岸河岸より下は、川幅もことに廣く、府の往來絶えず、新河岸川に落合ひ、荒川に會流す。

片山

廣澤原の西なる郷名なりしが、今村名に轉し、屬村は其大字と爲る。

片山は郷名に呼び、十村、此地は江戸より行程四里にして、隣郡多摩郡の境にも少しく跨れり、郷中東南はすべ

て土地高く、西北に向ひ崖あり、崖下の耕地よりみれば片山と名付しも、自然地のさまによれる事と知らる、東は廣澤原より南の方へかけて、小榑、保谷等の數村にさかひ、多摩郡神山郷に隣り、本郡にかゝりては野火留宿の地に接す、北は膝折宿に至る、昔松平信綱（伊豆守）家人安松金右衛門に命して、多摩川の水を引きける時、此郷中よりも人夫を出してたすけなば、長く養水の便をも得て、互の利とならんとさとせしを、頑愚の土民等うけがはざりしかば、今に至りても此郷へ引く事を得ず、土人の後悔大方ならずと云ふ

(野寺)

栗原（クリハラ）　今片山村の大字とす、八幡山満行寺あり、之を野寺（ノテラ）の古蹟とも云ふ。〇文明十八年廻國雜記云、野寺と云へる所、こゝにも侍り、是も鐘の名所なりといふ、此鐘古へ國の亂によりて、土のそこにうづみけるとなん、其まゝほりいたさゞりければ、「おとに聞く野寺を問へば跡ふりてこたふる鐘もなき夕哉」。〇新記云、満行寺は八幡山の崖下に在り、彌陀院満米坊と號す、開山開基ともに詳ならざれど、古き蘭若にて、古歌に武藏野の野寺の鐘などとよめりしは、此寺のことなりと寺傳に言へり、昔は當寺、今の十二天村に在り、その比は七堂伽藍備へつられ、鎭守正八幡以下三十餘社の末社、及び三百所の坊中、僧侶充満して、念佛の聲斷たざりしとぞ、それより遙の星霜を經て、戰爭の衢となりしにより、さしも盛なりし梵壇も衰へし後、今の地へ移れりと、其移りし時代詳ならず。又云、片山郷の妙音澤は、一名大澤と云ふ、山の根より涌出せる水、瀼瀁として澤中の雜草を洗ひ、いと清冷なり、石菖多く生ず、上に小竹生茂りて幽邃の地なり、辨財天祠あり

法臺寺（ホフダイ）　新記云、片山郷辻村に在り、古は時宗の道場にして、遊行二世他阿眞教上人の開基なりと云ひ、中興開山は普光觀智國師なり、國師は天文十三年、當國多摩郡由木村にて生る、俗姓は平山武者所季重の後胤、由木左衛門尉利重の次男なり、十歳の時當寺に入て、蓮阿上人の弟子となる、此頃迄は遊行派なりしが、國師十八歳の時、淨土宗江戸増上寺感譽和尚の弟子となり、後増上寺十二世の住持にうつり、元和六年示寂せり、古碑十三、鐘樓の後に在り、歴代和尚中興以後の墳と[illegible]は南にあたれり、十三基ともに、中に名號六字を大に刻し、左右に年號を記せり、その碑面に向ひて立てるもの六基、各高さ六尺餘、巾一尺二寸あり、正和より明徳の間の銘字あり、中にも建武四年丁丑二月十七日、見阿彌陀佛　とあるは、延元二年にあたれり

(内川)

内間木（ウチマギ）　今内間木村と云ひ、内川（ナイチ）の西岸なる濱崎、田島、宮戸なとを併せ、膝折村の北、内川と荒川（アラカハ）との間なる島渕に似たる地に居り、西北は宗岡村に接す。（内川とは荒川に對したる名なるべく、此川近世川越の航路を開かれしより、專ら新河岸川（シンカ）と呼ばる）内間木と云ふは内牧にて、河間以内の牧野たりし故か、

羽禰藏（ハネクラ）　内間木より足立郡笹目村（ササメ）へ渡る渡津を、今地名河岸と云ふ、正保圖には羽根倉の渡と標示す。〇新記、されば古文書に、羽禰藏とあるも此なるべし、埼玉郡東室、及び入間郡南畑の條を參考すべし。

濱崎（ハマサキ）　今内間木村の大字とす。文明年中、道興准后武藏野にわけ入り、大塚十玉院（南畑）に寄寓して、大石信濃守が館などにも招かれしが、此濱崎にも遊びたり。廻國雜記に「武藏野の末に、濱崎といへる里侍り、かしこにまかりて、

むさし野をわけつつ行けば濱崎の里とはきけど立つ波もなし、

此程長々住み馴れ侍し旅宿を立ちて、甲州へ赴き」云々。〇新記云、入間郡瀧入村、桂林寺の觀音堂鰐口に「奉掛氷川之大明神御寶前之鰐口、武州新座之郡、廣澤之郷、濱崎之宮、福徳二年辛亥、九月吉日、願主太右三郎敬白」と銘せり、福徳は逸年號にして、何れの朝の號なるや詳ならず。

志木（シギ）　今志木町と云ふ、人口三千、昔舘（タテ）村また引又（ヒキマタ）町と云へり、明治の初年に志木宿と改號し、尋いて志木町と稱す。〇志木とは和名抄に志楽郷を志木郷に誤れるに因り、近世說を爲して、志木は志良木の中略なりなど云ひ出で、遂に志木の名稱を轉傳したるなり。野火止の北一里、柳瀬川の新河岸川へ會する東南岸に在り。航路より云へば、東下一里半にして荒川に入り、更に一里半にして戸田渡に達し、猶五里にして隅田川に達す、又北上二里半にして、川越新河岸に至る。

(引又)

館村（タテムラ）　新記云、館村は新座郡の西北の隅にありて、新河岸川を帶び、其對岸は入間郡宗岡村なり、引又町と云ふは、村の東の方なり、町家數凡百軒許、昔より三八の日當町にて市を立て、穀物及び諸品を交易し、近郷の民のにぎへるを以て、自繁昌の地となれり、伊呂波樋、新河岸川に架して、對岸宗岡村に至る、引又橋の並にて西の方にあり、長百二十六間、幅は二尺餘、四方所々にて継合す、其數四十八ありて、國字母の數と同きゆゑ此名起れり、又南の岸に埋樋あり、長九十六間、幅は筧と同し、中央に高桝二つを設く、これは水をたゝへて激流とし、高さにのぼらしむるの巧なり、この埋樋と筧とを合せては、二百二十二間一尺あり、農時には水をせきかけて、宗岡村の水田へそゝぐ、元祿年中、松平美濃守の川越城主たる時、新河岸川へ落ちし用水餘流を、樋に入れてかく作らる、古館は今の長勝院の東の方にありて、同寺の境内へも少くかかれり、今は畑となりしかど、虚堀のあと、土手の狀など、わづかに殘れり、昔大石越後守ここに居れり、此人は小田原北條家の家人なりしが、天正十八年滅亡せりとぞ。〇引又の館は、大石氏の居れる所に

て、回國雜記に、此館の事詳に狀したれど、其始末を明にせず。此館の地名、彼記にも明に載せねど、道興准后が難波田の大塚十玉院に寄寓したる時、頻に往來したる館は、此引又の外にはあらじと知らるるに非ずや、文明十八年の冬より、翌春までの事とす。

　或時大石信濃守といへる武士の館に、ゆかり侍りて、まかり遊び侍るに、庭前に高閣あり、矢倉などを相兼て侍りたるにや、遠景すぐれて、數千里の江山、眼の前に盡きぬとおぼゆ、あるじ盃を取出して、暮すぐるまで遊覽しけるに、

一閑乘興屢登樓、遠近江山分幾州、落雁叫霜風颯々、白沙翠竹斜陽幽、

　野べの序に、大石信濃守が館へ招引し侍りて、鞠など興行にて、夜に入りければ、二十首の歌すすめける、（中略）又信濃守が父の三十三回忌とて、樣々の追修しけるに、小經を花の枝に附けて、贈り侍るとて、

散りにしはみそぢみとせの花の春けふこのもとを問ふなまつらん、

　大石氏は源左衛門定久、多摩郡瀧山城に居りしことは、世に知る所なり、而も信濃守定重が引又館に居ることは、正しき證あるにもあらず。梅花無盡藏の萬秀齋の詩序に、其居亭の風景を叙したるに、「離（南）に平野あり、艮（東北）に湖水ありと云へば、引又の地形に合す。瀧山には平野湖水の景致の近邇する者なければ、本文と相合せず。

　武藏刺史之幕府、有爪牙之英臣、是曰大石定重、道木曾義仲十葉之雲孫也、武之二十餘郡、悉屬指呼、忠義貫日、終始一節、規勝地於武、頓設壘壁之備、邇來築亭子、其坎卦而富士千秋之積雪、震卦而烟霞渺茫、離之爻有平野、松原遠處、風動則寫自然曲於無絃琴上、艮佐則湖水、雙村筑波之數峰、于朝于暮、快掛趙宋子房着色蔣意之畫圖也、閒關取厥佳景、以八爲極也、今斯地則不然、一節捲而十景二十景、尙有餘者、所謂萬戸爭流、千岩競秀、不多讓也、定重就介者、需亭子之名、以萬秀命焉、犬吠不驚、兆民鼓太平腹則可、

　了樹東南飛鳥西、江山錦秀侍呑迷、歡聲尙在捲簾夕、
　萬戸春耕雨一犂、（梅花無盡藏）

大和田（オホワダ）　今大和田町、人口三千七百、志木の西南にして、黑目川の東なる野中に在り。大和田と膝折との中間を、今野火止（ノビドメ）新田と云ひ、野火止用水渠之を貫く。大和田は川越街道の小驛にして、白子へ二里、大井へ一里半。

新記云、相傳ふ、野火止村は甲斐國より陸奥國への道路なりと、されど野火留の名は、正保の頃には未聞えず、唯大和田宿あるのみ、唯その改定繪圖に、野火止塚を載せたり。○按、此邊を古の甲奧の通路と云ふは、近世八王子より大宮の捷路とすれば、今を以て古を推すに過ぎじ、而も古書に其徵據あるにもあらず。野火止塚は、今の平林寺山の形狀、曠野の中に隆起して（南北八丁許、東西三丁）塚築の樣子あれば歟。此邊四十米突の平原に、孤丘十米突許の高さありて、眼界頗濶し。然るに近時、寺内の一丘埋ツクモ塚を特に指して、野火止塚と云ふは疑ふべし、道興准后のいへる塚は、即今の平林寺山に外ならず。（新記云、野火止塚とは今平林寺の境内に在り、徑十間、高五間餘、此塚を野火止といへるは、伊勢物語の故事なるが、其文にいはく「昔男ありけり、人の娘をぬすみて武藏野へいてゆく程に、ぬすびとなりければ、國の守にからめられけり、女をば草むらの中に藏し置て逃にけり、みちくる人、此野にぬすびとあなりとて、火をつけんとす、女侘て、武藏野はけふはなやきそ若草の夫もこもれり吾もこもれり、とよみけるを聞て、女をば取りてともに出て行にけり」と、是はこの地の事なる由いへり、此の說の如く彼物語に據り、後の世よりいひも習はし物にも記したれど、もとよりおとなき事なり、されど其說の起りしも、又近き世の事とは思はれず、回國雜記にも「この邊りに野火止の塚といへる侍り、けふはなやきそと詠ぜしによりて、烽火忽にやけとまりけるとなん、それよりこの塚を野火留と名付け侍るよし、國の人申侍りければ、若草の妻もこもらず冬されはやがてもかるゝ野火止の塚」と、云云、正保の頃の國圖にも、原野の内に、此塚突出して立てるさまを載せたり、是は當寺此所に移らざる前の狀なり）

（野火止塚）

北野（キタノ）　今大和田村へ合せ、其大字と爲す。（新記云、北野村は館村の南につゞき、東南は野火留宿の地に接し、西は大和田町に隣れり、東西十町南北八町、相傳ふ昔は此邊荒野なりしを、寬文の頃、松平伊豆守信綱が時に營墾せり、土俗當村を北野八軒と稱す、こは墾田のはじめ、一夫の受る所を一町とさだめ、地の形は七間半に四百八十間と定め、これを經界して八段にわかち、其四段を林とし、殘り四段を宅地及び田畑とす、この四段の田畑の内、一段を公田として出す所の米穀を貢稅し、餘り三段を私田として家産の料に充つ、されば地の肥磽、年の豐凶を論ぜず、今に土民貢稅に苦むことなしとぞ、これ古に所謂助法の遺意なり、今は民家もましけれど、經界の法は古を變することなし、藥師堂、北の方にあり、石碑三、一は建武三年と刻し、一は「應永三年正月日、道壽禪門」と彫り、上に阿彌陀の種字あり、一は上の方かけ損してよむべからず「應四年乙卯」と見ゆ、いづれも村民の庭中より出しと云ふ。

野火止用水（ノビドメ）　玉川上水の分派にして、多摩郡小川村より分れ、東北に向ひ、野火止塚の西傍を過ぎ、志木町に至り、新河岸川へ入る、長凡六里、水源より算すれば十

里許。

新記云、野火止用水は、多磨郡小川村の境より分れて、本郡へ入り、引又町に至る、水色白くして清麗たり、昔松平伊豆守信綱、川越城主たりし比、領内なる野火止の荒野を開くとて、家人の水利に精しき者、安松金右衛門に命し、玉川十六里の間を掘通し、(承應年中の事とす)引又町に至り、水の來るを待つ程に、一年過ぎても來らず、安松が答に、川越領は武藏野の内にて、土性うるほひなく、風吹れば土塵を吹き上ぐるにより、家々床上に紙をのべしきてこれを防ぐ、然るに今年はいつの年よりも沙塵すくなし、又土民等に尋ねしに、諸菜のうるほしき、今年の如きことはなし、想ふに水上程遠くして、假に水來らずと雖、其土中には既に潤澤を生せりと答へ、三年を過ぎて、其年の秋に至つて、大雨の後水聲おびたゞしく、宛然雷の如く響き亘りて、十六里が程を濺ぎ、一時に新河岸川へ流れ入しさま、目を驚す許なりしとぞ、これより多磨川水道の七分は江戸へかけられ、三分は川越領新田の養水に賜はり、今に至りて乏しからず。

平林寺(ヘイリン)

大和田町の東南二十町、野火留山の東南に在り、臨濟宗、寛文年中、松平伊豆守信綱之を移造す、元埼玉郡岩槻城下にありし古刹とす。〈新記云、平林寺は境内凡六萬坪餘、金鳳山と號し、臨濟宗にて、寺領五十石を賜へり、寺の後の方は喬木生ひ茂りて山峰の如し、是を上山と唱ふ、當寺はもと埼玉郡平林寺村に在て、ことに古刹なりしが、寛文の初め、石陰和尚が住職たりし時、松平伊豆守信綱、當寺を今の地へ移すべきの念ありしかど、それも果さず卒して、同き三年に至り、其子甲斐守輝綱、父の志を繼ぎて、やがてこゝにうつし來り、堂廟も形の如く改葬せり、此より寺號をも改めて、村内西堀にて賜へり、叢渓堂は、正徳年中、深見玄岱建つ、左右の柱に聯あり「衣冠去國存君父、日月還天耀古今」と題す、立像一尺の觀音を堂内中央に安す、獨立禪師平生信仰せし像なるよし、上に天竺高先生と題し、又獨立の坐像及び木牌等あり、寺中又書田右衛門尉長啓の墓あり、是は元和元年五月岩槻に葬りしを、更に此に移せる者とす。

餘戸郷(アマリ)

和名抄、新座郡餘戸郷。○今詳ならずと雖、白子、膝折の方を古代の本郷とすれば、大和田、諸村など餘戸とすべきごとし

清戸(キヨト)

今北多摩郡の管内に入り、清瀬村と云ふ、地形全く新座郡に屬し、片山、大和田の西に接し、柳瀬川の南岸に居れり、大和田の西南一里、[illegible]へ二里。

新記云、清戸宿は江戸日本橋より行程六里に餘れり、當宿及び上中下の清戸、正保の頃はなべて清戸と唱へ、多摩郡の中とす、東は新座郡大和田町に隣り、北は柳瀬川に限りて、入間郡坂の下村に及べり、此柳瀬川は多摩入間の郡界なり、用水は柳瀬川を引入る。

右清戸郷士小兵衛、木之丞おける、服部石見守殿、御代官、はしとの内居中、被仰付、返可申下候、以上、

慶長元年丙申壬七月七日　東三五、中島

御奉行様

右之分、御書付より申候、返答書被成、御寄合へ可有御出候、以上、

壬七月十七日　本佐(印)大十兵(印)長彦

(印)彦小刑(印)伊賀(印)

服部石見守殿

柳瀬川(ヤナセ)

又[illegible]川と云ふ、昔新座郡と入間郡との界線にあたり、又多摩と入間との支界にもあたれり。水源は武藏野の中央なる小峰嶺、狹山(サヤマ)、村山の中に發し、東流四里、安松に至り稍東北に屈し、新座入間の郡堺を爲し、二里にして水子に至り、新河岸川に會し、内川と爲り、以て荒川に入る、古名久米(クメ)川に同し。

柳瀬(ヤナセ)

柳瀬川の左岸に係れる坂之下、城、本郷、日比田、南永井等を合し、今柳瀬村と改む、其北なる藤久保、竹間澤(チクマサハ)等は今三芳(ミヨシ)村と改む、水子針谷(ハリカヤ)は更に其北にて、今水谷村と改む。水子は新河岸川に近く、水を隔てて宗岡、及び引又に對す。柳瀬は近世庄號にも呼びしが、いまた古書に徴見せず、舊名は安松と云へり、安松村の東北に連接すればなり)

藤久保(フヂクボ)

今竹間澤、北永井等と合併して、三芳村と改む。○新記云、藤久保村は川越街道に係れり、正保の改めに此村を載せず、元祿の改めに初て見えたれば、正保後元祿の前に開けし村なるべし、されど土人の傳へなければ詳ならず、日本橋より行程七里。

水子(ミヅコ)

今針谷(ハリガヤ)と合併し、水谷(ミヅタニ)村と改む、藤久保の東に當れり。

武州之内、當水子に相定候、十玉坊、就及斷絕、今度改而、笠山に十玉坊可有再興之由、尤候、并入東新倉之郡、氏照領分、年行事之儀、聖護院殿、任御證文、可被申付候、仍状如件、

天正七年庚辰二月三日　氏照(花押)

宗岡(ムネヲカ)

今宗岡村と云ふ、新河岸川と荒川との間に居り、内間木の北に接し、卑低の地なり。志木町より宗岡、秋が瀬の渡津(荒川)を經て、浦和町に至る二里。

新記云、廻國雜記を按するに、「宗岡と云ふ所を通り侍りけるに、夕闇を見て、夕闇あらそふ暮を見せてけりわが家々の宗岡の宿」と詠せられしは、爰のことなるべけれど、古きよりの唱なるべけれど、今地形考ふるに、此邊に岡は更に無し、若くは昔此地を領せし人の氏號などによりしや、又名乘などもて唱へ始めしや、正しく知り難し、民戸三百餘、東より西へ通る小徑あり、千光寺、新

義眞言宗、開山玄海、寛治二年寂すと云ひ、且境内の觀音堂に應永の鰐口かけたれば、何れにも古き寺なるべし。

南畑(ナンバタ) (難波田)

今南畑村と云て宗岡の北に隣り、同く新河岸川と荒川との間なる低洲を占む。古書には皆難波田(ナンバタ)に作り、氏號にも呼ばる、有勢の一黨たりき。(鶴岡文書、應永七年、上杉朝宗の寄進狀に「武州入東郡難波田小三郎跡は、同國荏原郡六郷保之内原郷の替地たる由見えたり)

新記云、南畑は古來難波田と書したり、然るに當村は恰も荒川の大水と新河岸の下流とに圍まれ、其田屢水災に罹りしを、土人憂へて、村名の文字悪き故ならんとて、安永中より今の如くに書改めしと云ふ、天文の頃、難波田彈正憲重、當村に在城して、此邊を領せしと云ふ、按するに彈正が先祖は、當國七黨の内、村山黨にて、金子六郎家範が子、難波田小太郎高範なり、是保元平治の頃の人にて、既に難波田をもて稱號となせば、高範が時より當所に住せしも知るべからず、其後の事は傳へず、鎮守氷川社の神躰は、石劍の類にして、青石を以て作れり、長一尺幅廣き所にて三寸五分程あり、十玉院、村内古城跡に住す、聖護院直末の修驗にて、日本二十八先達の内、當九ヶ寺の其一なり、南城山八幡寺と號す、起立の年代詳ならず、されど古き修驗にて、回國雜記に「さいを立て、武州大塚(オホツカ)の十玉がもとにまかりけるに」云々とあるは、即當院のことなり。○按、道興准后が大塚十玉院に居られしは、文明十八年冬より、春までの間にて、河越所澤などへも往來せられしは、此寄寓の際にありて、數十首の詩歌ありて、彼雜記に入れり。

(大塚)

大塚の十玉が所へまかりけるに、江山幾度か移り變りはべりけん、其夜のとまりにて、

山礬險峻海波瀾、到處多其行路難、
疏屋終宵風雪底、凍鶏喚夢月西寒、

雪のあした、ある所の高閣に登りて、偶作、

危樓朝上六花鮮、交友無憐詩酒筵、
此地逍遥似何處、亂山堆皚雪嬋娟、(今按、この詩は引又の大石氏の館閣にての作ならん)

武州崎西郡年行事職之事、十玉坊法印賢承、理運之旨、被聞召、已前以奉行之奉書、被仰出上者、不可有成敗相違之由、被仰出所候也、仍執達如件、

文明十九年正月廿八日　法印(花押)

御門跡、先年武州御下向時、依忠節、准據修學者、御免之由、被仰出候、諸先達其旨可有存知者也、依執達如件、

七月廿六日　法印(花押)

新河岸川(シンカシ)

川越の東なる伊佐(イサ)沼を源とし、荒川に并行して東南流五里、曲折甚し。宗岡、志木を經て内間木に至り、荒川へ會す。舊名内川と云へり、近世川越江戸間の航路として、水脉を修理せしめられしより、新河岸川と稱す。

新記云、新河岸川は入間郡の東北を、荒川に並びて流るるが故に、一名を内川とも云へり、その水元は川越城の北、伊佐沼より出て、川路四里程にして、水子村の北にて柳瀬川と合し、宗岡村の地より新座郡に入り、川幅十間ほど、此川江戸への通船あり、上下新河岸、扇河岸の三ヶ所に船着て、米穀產物の津出し、及び江戸より種々の調度などを運漕す、この運漕の便宜は、故の川越領主伊豆守信綱が時より始まる、其年代は正保元年とも、又寛文二年よりなりともいへり。

大家郷(オホヤケ)

和名抄、入間郡大家郷、訓於保也介。○今詳ならず、諸家皆万葉の武藏國歌なる、伊利麻治の於保屋が原の什を引きて、大家は大屋原の郷里ならんと說き、或は今の大井に擬せり。蓋大井は本名大井が原にて、大屋郷の原と見倣すべければ、即南畑、水子、鶴間などを古の郷域と爲す歟、猶考ふべし。

大井(オホヰ) (鶴間)

川越街道の小驛にして、大和田より一里半、川越へ二里。今龜久保、苗間等をも併せ、大井村と云ふ。大井と新河岸川との間に、鶴間、勝瀬の二村ありて、今鶴瀬と改めたり。

新記云、同國雜記に「河越と云所に至り、大井が原といへる所にて、打渡す大井川原のみなかみに山やあらしの名をやどすらん」とあるは、此大井町なるべし、又万葉集の武藏國歌に「伊利麻治の於保屋我波良のいはゐつらひかばぬるぬるわになたえそね」とあるも、當所の歌にして、昔は大屋とも唱へしならんと、釋契沖いへり。

龜久保(カメクボ) (大屋原)

今大井村の大字とす。大井、龜久保より西南、所澤、入間川に至る間は、近世まで曠野ひろくわたり、昔の武藏野の光景を變へざりしが、福村、富村以下の新田多く成り、荒原も頗舊態を改めたり、されど猶莽蒼薈蔚の眺望、全く亡びしにはあらず。○新記云、入間郡にして、昔の武藏野の遺形は猶龜窪に見るべし、荒野大様、東西の徑り十五町、南北八町許にして、大井の北なり、此地は當村の民正左衛門が家にて預り申し、野錢といへるものをも納め、又河越城へ年ごとに新當料をも納むといへり、古に比すれば百分の一とも云ふべけれど、かゝる名高き跡の、わつかにも存して、今見ることを得るは、當國にとりて珍らしき事なり。

大井之郷、鹽野令死去付而、任遺言、新井申付候處、四人之百姓、從前々之異趣、委細申立儀、露顯候、殊鹽野内匠時よりも、郷中取立、勵可務、近年山野、志度窪、小田窪、兩地令開發、内匠跡をも引渡、可走廻之段、懇百姓過塞訴申付而、新井左京亮に出置譏印判、四人令落着候、雖然條々申上筋目、就相違者、自余の名主可被仰付、猶盡粉骨、郷中之儀、可走廻者也、仍如件、天正七己卯年霜月廿七日、

中地山城守奉之、(世田谷殿代官)
鹽野庄左衛門尉、新井帶刀、
小林源左衛門尉、新井九郎左衛門尉、

(鶴間)

鶴間（ツルマ）　今勝瀨（カツセ）と合併して、鶴瀨村と改號す。○新記云、北條役帳に、勝瀨孫六、四十三貫文、入東郡瀨村の內とあれば、勝瀨氏世々此所を采地となし、因て得たる村名にや、又地名をもて稱號とせしか、何れにも古き名なるべし、鶴馬村は北條役帳、及び正保年間の物には、鶴間村と記せり。

福岡（フクヲカ）　今福岡村と云ひ、川崎、駒林などを併す。大井の東北に鄰り、新河岸川の右邊に居れば、沼澤あり。

新記云、福岡村は川越城より隔ること三里、此邊十地殊に低ければ、川の側に堤を設けて水災の備となせり、北條役帳に、富永善左衛門、三十七貫文、入東郡福岡、乙卯檢見辻、三貫文、福岡內諸谷分とあるは、此村の隣にある諸井なるべきか、西養寺、天台宗、本尊彌陀銅佛を安せり、長三尺、境內に古碑二基あり、一は文和二年五月六日、吉野資祐之墓とあり、一は永仁二甲午年二月二十日、吉野政信之墓とあり、名主又六(今も吉野を氏とす)が先祖とつたふ、年號の刻は舊く見えて、姓名は後に彫加し如く見ゆ、僞造なるべし。

寺尾（テラヲ）　今藤間（フヂマ）、砂村を併せ高階（タカシナ）村と改む。和名抄、高階鄕の地にあたるとの意にや、疑ふべし。大井、福岡の北に隣り、川越町の南一里、新河岸川の埠頭あり。新記云、北條役帳に二百貫文、寺尾諏訪三河守とあり、又小田原記に武州寺尾の仕人、諏訪右馬助とあり、されば彼諏訪當時此地を領せしこと知るべし、されど橘樹郡寺尾の支鄕馬場村にも、諏訪三河守か居城跡ありて、彼人の馬場の舊跡なりと、又現に郡寺尾村にも、諏訪の舊蹟ありと云ふ、諏訪か城跡、三所まで寺尾と號するも、奇と云ふべし。

扇河岸（アフギガシ）　新河岸川の一支川にして、仙波村の野水之に匯合し、舟航を容るべし。(東京へ水路十四里許)新河岸は更に扇河岸の東南に隣接す　○新記云、扇河岸は川越城より一里、江戸へ十里、舟着なれば、操舟の事を掌れる問屋あり、今の如く取立て、舟着の河岸となせるは、松平伊豆守信綱の時なり、此村正保のものには記さず、元祿中のものに見えたれば、元祿年前の開發なること知るべし、新河岸（シンカシ）はもと寺尾村の地に屬し、諏訪右馬亮が城蹟なりしが、荒廢して不入の如くなりしを、元祿に至りて始めて其名見えたれば、其間に開けしなるべし、川越城近鄕の運送の便り宜くせんが爲、此所を舟着となし、新に河岸場を開きし故に、新河岸の名を得たり、寬文二年造立の石地藏佛の後光に、澤田某始めて此河岸を開くと彫れり。

郡家鄕（グウケ）　和名抄、入間郡郡家鄕。○今詳ならず、久下（クゲ）戶（ド）てふ村名あり、郡家の處の義歟とも論す。此假定に據れば、今の古谷村、南古谷村、福岡村、高階村などにあたり、大家、山田の二鄕の間なるが如し。然れども新風土記に、

郡家鄕ならば或は今の久下戶ならんと云ふも、郡家は郡署を置かれし地にて、眞の鄕里の名にはあらず、今の入間川村の邊など、郡の本にて、即入間郡家の地なるにや、

と論せるも、合考すべし。

久下戶（クゲド）　今古市場（フルイチバ）、藷井、今泉、田島などを併せ、南（ミナミ）古谷（フルヤ）村と改む。福岡、南畑の北にして、新河岸川と荒川との間に在りて、水田甚廣し、いかにも古村とおもはれ、入間の郡家址と爲すも、不可なきごとし。大里郡の郡家を後世久下と書するは、世の知る所なるが、此に久下戶と云ふは、戶を處（トコロ）の義に解釋せられ、或は久家土とも書したり。

古谷（フルヤ）　今古谷村と云ふ、久下戶(南古谷)の北にして、川越の東一里、荒川の西岸に居る。川越より大宮に至る街道は、村內を通過す。大宮へ二里。

新記云、古谷村は川越城より東方にあたり、古尾谷庄と稱す、村名の義を傳へず、古は古尾谷（フルヲヤ）と唱へしが、何の頃よりか、尾の字を去り、今の如き名とはなれりと、八幡社、天正十九年、社領五十石の朱印を、別當灌頂院に藏せり、古尾谷庄に屬せる十三村の惣鎭守なり、拜殿、幣殿、內陣、皆銅瓦をもて葺けり、神體は坐像束帶にして笏を持せり、木地佛は鐵盤內に三尊の彌陀を鑄出せり、其樣いと古色なり、正保四年鑄鐘に、古尾谷新八幡宮と刻す、又善仲寺あり、應永年間、古尾谷近江太郎信秀の開基とぞ。

(古尾谷八幡宮)

伊佐沼（イサヌマ）　古谷の北なる、小沼澤なるが、又村名にも呼ばれたり。今其谷中（ヤナカ）、伊佐沼、鴨田、石田、菅間などを合併して、芳野村と改稱す、直に川越市街の東鄰にあたる。

新記云、伊佐沼の邊は山田庄に屬し、三芳野の里と呼べり、北條役帳にも伊佐沼鴨（カモ）田、谷中、石田等の村名見ゆ、其沼は大なる池にして、長さ十七町、幅三町餘、中にもとは大なる岩一つのありしが、いつの頃よりか沼の底にうつもれて、今は其形さへ見えず、此邊沼深く水淺けれども、鯽鮒の類多く栖み、沼のへりには蓮多く生したれば、村民漁獵をなし、且蓮の根を採て生產の助となせり、醫王寺、天台宗、河越城內高松院の門徒、境內に大阿闍梨圓順、元祿七年と云ふ碑あり、是は開山ならんも知らず、門を入て正面に藥師堂あり、松平美濃守吉保の建立也、此堂洪水の頃は、自然と浮上り、水のひたす事なしといへり。按に、伊佐沼は赤間川の末を承けて、

(鴨田)

河越城の東郊に湛へ、南に決潰す、即九十川の名あり、一里許にして、扇河岸に至り、新河岸川と爲る。

老袋

今植木村と改む、鴨田の東にして、入間川の屈折し來りて荒川に會する邊にあたる、故に北は入間川を以て北企郡に堺し、東は荒川を以て北足立郡（平方）に堺す。

老袋は近年まで北企郡の管內とす、初め入間川は老袋と菅間、石田、鴨田の間を流れしを、延寶八年、水患を救ふがために、河道を變し、老袋の北に疏通せしめらる、川越城主松平豆州信輝の時とぞ、爾後形勢一變す。

入間川

本郡の大水脈にして、秩父の東南、名栗の山中に發し、東流八里、黑須、入間川村の邊に至り、漸く北に向ひ、四里にして越邊川に會ひ、急轉して東に向ひ、一里半にして荒川に入る。平時清淺、舟を泛ぶ能はず、水源より荒川の會流に至る、凡十三里。

按、荒川は往時其秩父の山中を出づるや、大里郡、男衾郡の間より、埼玉郡、足立郡の間を南東へ流れたり。今の如く北企、足立の間を貫き、入間川を導ふて南下するは、蓋寛永以來の事とす。されば入間郡の東邊を流るる筋をも、古人は入間川と呼びたるならん、當時荒川の之に注くことなかりければなり。文明十九年、僧堯惠北國紀行に「利根、入間の二川おちあへる處に、かの古き隅田の渡あり」と云ふは、入間川の末は、隅田渡まで入間を以て呼びしを證すべく、荒川の利根に入りしをも悟らる。正保國圖にも、今の荒川（入間郡の東界）を入間川と標記す。抑正保は已に荒川の入間を奪ひて南下すること、今日に同き時代なれど、荒川を云はずして入間川を云へるは、古號の遺存せるによる耳。

新記云、入間川の水源は秩父郡の內、二ヶ所より出づ、其一は名栗の里、妻坂峠の下よりいで、其一は有馬山の北なる谷間よりいづ、其餘所々より小溪出て、名栗の川俣にて合し、名栗川と云ひ急流なり、盤石巨石多多無數、川幅十間より二十間に及べり、夏秋の間水かさ增す時は、幅五六十間より百間餘に及べり、水路筏流しのみにて、通船の便りなし、高麗郡にては名栗川と呼び、其下には黑須川とも云ふ、川越城の西北に至り越邊川に合し荒川に入る、此川古く世に聞えて、古戰の記錄又は紀行などにも見ゆ、回國雜記、入間川にまかりてよめる「立よりて影をうつさば入間川わかとし波もさかさまにゆけ」此川につきてさまざまの說あり、水さかさまにながれ侍ると云一義も侍り、又里人の家の門裏にて侍るとなし、水の流るゝ方角案內なきことなれば、いつかたなかみしもと定めたし、家々の日はまことにおもてに侍らず、惣て申かよはす詞なども、かゝさまなる事どもなり、異形なる風情にて侍り云々、此文の大意は、家の作りさまよ、表なおくべきを裏むき、土人の辭も顚倒にて、都の人にはきゝ得かたしと云ふことなるべし、其外文中解しかたき處あれど、當時のさまを見るべければ姑く此に引く、又按に、此歌に年波のさかさまになど云ふ緣語あればにや、山岡明阿はこれ年とらず川のことならんといへど、それは誤なり

山田鄕

和名抄、入間郡山田郷、訓也萬多。○今川越四近の地なるべし、志垂、寺山、宿料、府川、福田等を合同して、山田村と云ふも、鄕名を取れるならん。仙波に山田の町跡と云ふことを傳ふ　又天正十八年制札に「山田庄河越、三十三鄕內、とふた、池邊、大袋」などともあれば、河越の四近にわたりて、山田庄名を被らせしことも想ふべし。

丁未臘月九日夜、宿武陽山田庄、戲呈同旅大善、
南泉當日過庄上、喫個油𩝐被鬼瞞、今夜山田同一宿、
只愁情何當劍套、〔梅花無盡藏集〕

府川

今山田村の大字とす。○新記云、土人の傳へに、志垂、宿粒、石田、谷中、網代の六村、昔總て府川鄕と呼べりと、北條役帳を閱するに、宿粒、石田、谷中の村名見えたれば、此說信ずるに足らず、天正五年、府川鄕撿地の古簡存す。

宿料

又宿粒に作る、今山田村へ入る、法恩寺年譜錄、應永十三年寄附狀に、河越庄宿料鄕內、越生八郎入道跡云々と見ゆるは此也、永祿役帳には、關兵部三十八貫文、河越宿立。

福田

今山田村の大字とす、川越の西北一里、入間川南より來り、福田の西北に於て越邊川と相會し、東に向ひて流る。福田の北岸は北企郡伊草村にして、松山への通路にあたる、永祿役帳福田の村名を載す。

小久保

今山田村の大字とす。○新記云、小久保は城下町に隣り、秩父街道にて、民家百餘、此邊に連住し、旅客の宿をなせり、北條役帳に、五十貫文、河越三十三鄕小窪、卯撿地辻とあり、正保年中の鄕帳にも小窪と記したり。

河越（河肥）

又川越、河肥に作り、舊庄名たり、近世には領名に呼び、すべて川越四附の村里を籠絡せしが、境界明白せず。或は河越の本據を論して、入間川の西岸、上戶村なりと云ふ以て、河越の言義に協合せしむる者あれど、未確徵を見ず。

東鑑、文治二年、帥中納言奉書到來、新日吉領、武藏國河肥庄、地頭對捍領家、乃宜抑留之事、云々、三年、河越太郎重賴、依伊豫前司義顯緣座、雖被誅、令憐愍、遺跡給之間、於武藏國河越莊者、賜後家尼之處、名主百姓等不隨所勘之由、云庄務、云雜務、可從彼尼下知之由、所被仰下也、云々など載せ、法恩寺年譜錄にも、河越庄とみえたり、永祿二年小田原役帳には、河越三十三鄕と記す、是れ河越庄內三十三鄕と云ふ義か、近世領名にの

み唱ふ。(埼玉縣村名誌云、昔上總介平高望の五男良文は、武藏大椽に任じて、大里郡村岡に居り、其後孫武基、秩父牧の別當に補し、其後孫出羽權守重綱、當國の留守所總檢校職に補せられ、子孫此職を世襲し、

寛喜三年四月、河越三郎重員者、武藏國總撿校職也、付當職、四箇條有掌事、近來悉廢訖、仍任例可執行之由、被申武州之間、令若原源八經直奉行、今日被遂下留守所、重員本職、四箇條事、自秩父權守重綱之時、至于畠山次郎重忠、奉行來之條、雖令于重員申其之由、在廳散位日奉實直、同弘持、物部宗光等、去十四日勘狀、留守代請取副狀等到來、仍無相違可致沙汰之由、云云。〔吾妻鏡〕○保元物語の源氏揃の中に、武藏國の武士を擧げて「高家に河越、師岡、秩父武者」と云へり、高家とは國中にも殊に名門貴族なりし義ときこゆ。

乃川越氏(河肥庄地頭となす、[illegible]二代經直地頭となりて、諸國に守護を置きしも、[illegible]、北條氏、川越氏其務を掌る、[illegible]風土記に據る)川越城は其始を知らず、[illegible]、正平廿二年(貞治六)春三月、關東の管領、平一揆、葛山と同様の事に付、蜂起して武州川越の城に籠りて、鎌倉の公方出で相戰へると雖、折ふし所勞、息男金王丸(年九歲後氏滿といふ)名代として、葛山備中守部に、軍勢數多率ゐて、川越の城を攻る、閏六月終に攻落と有れば、築城は此前に在りし事必せり、晉德九代記に、應安元年、上杉憲顯、若君金王丸殿の名代として、鎌倉を立出て將軍の亭に參上す、かゝる所に鎌倉より飛脚到來して、今月八日、武州川越の舘に於て、平一揆逆心を企る由告來れり、上杉[illegible]給り鎌倉に下り、金王丸殿を具し野州に發向し、叛徒の黨類を退治す、(此二書、同じ事件を記したるか知し、)殊に應安元年は、貞治の正平廿三年なれば、何れか誤て一年を隔て記したる乎)鎌倉記に、長祿元年、廣德院殿生年十四歳におはしけるが、太田入道に命じて、武州川越の南、仙波の城を今の川越三芳野の郷へ移し、要害の繩張終りて云々と見ゆ、此三書に據りて按ずるに、川越廿三郷の稱も有れば、其係る所廣くして、今の川越の狹少なるには非ずと知らる、然らば今の城跡は、嘉吉記、並に大草紙に隨ひて、長祿元丁丑年四月、扇谷修理大夫持朝の命に依て、長尾太田備中守入道道眞縄張して、仙波の古城を三芳野の里に移したりと知らる

寄進、鶴岡八幡宮、武藏國河越兵庫之助跡半分、除書分事、右爲日供料所、所寄附也者、早守先例、可被致沙汰之狀、如件、應永三十一年六月、從三位源朝臣、鶴岡文書

仙波(センバ)

今川越市街の南方を仙波村と云ふ、即大仙波、岸村新宿を合同したる者とす、名高き喜多院は小仙波に屬し、大仙波の北に當り、直に川越城址の南に隣るを以て、今川越町へ入れり

新記云、土人相傳ふ、當所は往古大海なりしを、仙芳仙人と云ふもの來りて、陸地となしたれば、仙波の名は起れりと云へり、いと覺束なき說なり、保元物語に、仙波七郎高家と云ふ人見え、仙波系圖には、仙波七郎家信とのす、又東鑑に仙波平太、仙波太郎、同次郎、同彌三郎、同左衛門尉など出たり、是れ皆在名をもて氏とせしなるべし、[illegible]屋舗、この處は昔仙波彈正の住居の跡なりといへど、其年代及びいかなる人と云ふことを傳へず、恐らくは仙波四郎彈正など稱しあとなるべしとおもはる、又富屋舗、今の街道の東裏を云ふ、この邊昔[illegible]と呼びて、宿驛のありし地なりと、今も礎石瓦などたまたま掘出す事あり、又古宿の跡も殘れり、和名抄郡名の條に、入間郡に山田とあり、此邊山田庄を唱ふる時は、この昔山田の町といひし所と傳ふるも、其名の由りて起る本にやあらん、此邊に塚山多し、六角堂塚、猿山塚、甲山塚等の名あり、愛宕權現も塚の上に立てり、塚の周徑五十間四方もあらん、此なる社頭よりの眺望、南東の方打開けて最も勝景の地なり、又愛宕より坤の方に三町を隔て、淺間の社立る塚あり、土人いかなる故にや、其塚を母塚と呼び、當所のを父塚と別ち云へり、烏頭坂(カトウ)は岸村の北端にて、街道へかゝれる、幾許なる坂なり、古は善知鳥坂ともかけり、廻國雜記に、「河越より勝呂(スグロ)へ至る道の間、うとふ坂と云る處にて、うとふさかこえてくるしきたすゐをやすかたとなく鳥の音もかな」と見えたり、此坂のことならんには、古くよりの地名なるべし大仙波の南なり、年不取川(トシトラズ)は坂庭の方より來り、新河岸へ流れ去る

(年不取川)(此水脈、狹山宮寺村に發し、長五里)

喜多院(キタ)

又北院に作る、仙波村の小仙波に屬し、星野山無量壽寺と稱し、天台宗の古跡なるが、天正十六年、比叡山南光坊天海、本院に住持し、慶長中徳川公に駿府に謁見して、深く其優遇を得、又江戸に出で、二代將軍の歸依をも被り、是より喜多院僧正と號し勢焰一時に揚れり。即本寺を中興して、東叡山と稱す、後江戸に同號院(寛永寺)を創むるに及び、山號を彼に附したりと雖、徳川公薨去の後は、更に廟制を院中に起し御宮と云ふ、其寺田祭田合七百石、幕府倒亡の後は、衰頽を免るゝ能はず、今僅に存す

新記云、喜多院は星野山無量壽寺と號し、昔慈覺大師の住せし所なり、天長七年、慈覺大師勅願に依て此古跡を開闢し、後三百七十餘年を經て、元久の頃、兵火に罹りて堂塔悉烏有となりてより、九十餘年が程荒廢せしかど、永仁四年、僧正尊海又勅を奉て此地に來りけるが、忽杉樹の梢より明星光明を放けるにぞ、奇異の思を爲し、愈靈の地なることを知て、寺社僧坊の廢したるを起し、功成て後星野を以て山に名つくと云へり、是より法燈世

々絶えず、天文六年、北條新九郎氏綱、上杉五郎朝定が河越城を攻落さんとして放火せしとき、堂社再烏有となり、又荒廢五十二年に及べり、然るに南光坊天海、天正十六年、此院に住し、靈區の荒廢を歎き、再興の志有て、其時の至を俟けるに、慶長年中、駿府に拜謁の時、關東にて台家の古蹟は、何の地と尋ありし、因て仙波無量壽寺の事を具に言上せり、後十六年、河越遊獵の日、當山にも成らせ給ひ、古木の苔蘚、古甍の破裂を嗟歎し、堂舍建立の擧あらんと、手自繩を張らせられ、或は酒井備後守忠利をして、作事の奉行せしめられ、寺領五百石を附し、東叡山と稱せしめらる、寛永中に天海、江戸に東叡山を建て、當院の山號をば舊名に復して星野と云ふ、二十年天海卒す、慶安元年勅して慈眼大師と諡す、寛文元年、住僧周海が請に依て、城主伊豆守信綱執し申しければ、御宮祭田二百石を増賜あり、御宮は寛永十年經營を始め、山を築くこと高五間、宮作成て鎭座ありしに、同十五年火にかかり、再び城主堀田加賀守正盛へ命ぜられ、改造の功を起し、莊嚴善美を盡したり、大堂は今本地佛堂とも云ふ、慶長十七年彌陀を安んぜしが、後東照公の本地佛藥師を置くこととなる。

天正十八年日記云、せんばのきたいん參る、しのた不動院、これは京將軍おとしたれ也、不動院めし候と仰出さる。校註曰、慈眼大師傳に、「秀吉公拔小田原城時、葦名盛重歸其幕下、賜常州信太庄、封内有古刹、號曰不動院、十九年迎師居此」とあるは、本文に牴牾す、又「慶長四年、至仙波喜多院、十三年初、赴駿府、大權現恨相知之晩」とあるも、亦合はず。天海は天正十八年以前に、喜多、不動の二院を兼帶して、是歲を以て家康公に謁見したりと知るべし。

駿府記云、慶長十六年辛亥十月、大御所令赴河越給、十一月朔日、秉燭以後、山門南光坊北院等、出御前、爲仙波所化堪忍料而、寺領可有御寄附之旨、被仰出、云云、十三日、朝自忍至川越給、云云、十七年壬子四月、山門南光坊僧正天海參府、則出御前、赴武州仙波由申之、依之銀二十枚、被物等賜之、則於仙波、爲寺領三百石、永代有御寄附、此僧正、以爲天台之學匠、關東天台之所化可歸之由、上意、云云。○新記又云、仙波中院、天台宗八ヶ檀林の一なり、喜多院と南院の中央にあればかく號す、當院古は今の御宮の建る邊にありて、三院鼎足の如く、永祿の頃まで當院殊に盛なりし、其後喜多院繁榮せしより、中南二院漸衰へ、喜多院領の内三十石を配當する事となりて、全く寺中の如くなれり、南院、是れも山號寺號等、都て喜多院に等しく、御神領の内二十石を配當す。

川越（カハゴエ）

又河越に作る、今川越町、人口二万、武州の中央にあたり、平原の間に居る。東京へは鐵道、國分寺を經て三十五哩、當路、大和田、板橋を經て十一里。又隣郡浦和へ五里、松山へ五里、入間郡の治所とす。川越は戰國の頃、上杉氏、北條氏の諸將之に據りて、地方の鎭戍したるより、城下に工商の民來歸す、當時江戸、忍、八王寺等と并稱せられて、已に一方の大邑たり。德川氏江戸開府以來は、特に勳功親故の家を以て之に封し、直隷關内の藩屏とせり。明治維新の初め入間縣を置き、此地を縣治とせられしことあり、尋いて入間縣を廢し、熊谷縣を置かれ、熊谷又久しからずして埼玉縣へ併せられ、今は入間一郡の治所のみ。而も絹布、綿布の各種、及び農産富饒なるを以て、繁華昔日に減する所なし。○新記云、川越絹は入間郡中、川越町及び坂戸村にて製す、總て是を川越絹平と呼ぶ、其始は秋元但馬守喬知、寶永二年、甲斐國都留郡谷村（ヤムラ）より川越へ轉せられて移られし時、絹縮の職人を彼城下よりこゝに移して、今の如く絹をも製し、始て江戸へ送らると云へり。○産業事蹟云、萬延二年の夏、川越の人中島某、たまたま行きて横濱の新貿易港に在り、一商家に細纏綿絲を蓄くを見る、心竊に以爲く、之を以て唐棧織に擬し、綿布を組織せば、世人の常用衣服の料に適し、需用廣かるべしと、其綿絲若干を購求し、郷里に歸り人に謀り、唐棧の模倣機織に着手し、種々の考按に勞し、僅に織製を成したり、其色澤他の綿布に勝れ、遂に聲價を博するに至れり、今や二子織と汎稱し、廣く各所に産出するも、其初實に川越に起れり。

川越（カハゴエ）城址

川越市街の東に在りて、方六町許、壘壕の形跡僅に存れり。本城は戰國の世に終始する所と云ふと雖、其大修造を加へしは、寛永中松平伊豆守信綱の城主たりし時に係ると。市街諸巷路等の改定に就きて、近世の狀を成す者も、皆伊豆殿の功役に出てし如し。

川越城は文明の前後に方り、太田氏上杉家の命を以て、之を築きたりと云ふこと、諸家説を同しくせり、されど其年時及び太田道眞と其子道灌いづれにやと云ふこと、幷びに太田氏築城以前にも、已に川越城ありて、其位置は何處にやと云ふことに疑惑あり。大永四年、北條氏綱江戸城を取り、上杉朝興來り川越を保つ、天文六年に至り、氏綱川越を取り、族綱成をして之を守らしむ、十三年上杉の兵來攻、克たずして去る、後大道寺直繁、綱成に代り城將たり。天正十八年、德川公の坂東に移るや、川越城を以て酒井河内守重忠に與へ、慶長十四年、酒井讃岐守忠勝之に代る、寛永十二年、堀田加賀守正盛、同十六年松平伊豆守信綱、（傳へて孫信輝に至る）元祿七年松平（柳澤）美濃守吉保、寶永元年秋元但馬守喬知、（傳へて曾孫涼朝に至る）明和四年松平大和守朝矩（越前家）上州前橋城より移る封十六万石、文久三年直克の時前橋へ還封せられ、後三年城主を缺き、松平周防守康英（封八万石）奥州棚倉より轉せしが、在城久しくせず、

大政維新に至り廢す。

新記云、河越城は其さま西を首とし東を尾とす、本丸、二丸、三丸、外曲輪、田曲輪、新曲輪と分れ、二の櫓臺、十二の城門備はりて、本丸は闕に倚り、外郭は池水を背にし、西南の二面のみ平地にして、兵家謂ふ所の平山城の構なり、小田原記に據るに、當城は長禄元年四月、太田備中守入道々眞、上杉修理大夫持朝の命をうけて、仙波に在りし城を引移して、要害の繩張ありし處なり、或に云ふ、此城を取立しは、文明元年六月にて、且之を營みし者は太田道眞にはあらで、其子道灌なりと、文明九年、太田圖書助資忠、松山衆をひきゐて、河越城に籠りしこと、鎌倉大草紙に見えたり、(資忠と云ふも扇谷の宗老の一人なるべし)同十八年、太田道灌は其主扇谷殿上杉定正の不興を被り、相州糟谷の舘に於て討果さる、因りて當城へは定正の子、朝良の執事、曾我兵庫頭をこめ置かる、

定正長狀曰、太田道灌、堅固成城郭、山内可有不儀之企候間、度々以案使加意見、道灌之事可爲存知之前候處、謀反、如何、左傳云、都城過百雉、國之害、云々、然者、江河兩城、如何堅固候とも、山内不儀連續者、果而不可叶候由、申付候處、不及承引、剰思立謀亂候間、忽誅伐、則鉢形注進了、云々、

かくて扇谷の定正は明應二年に卒し、其子朝良嗣ぎしか、是も永正九年に卒し、その弟朝興つぎ、朝興は江戸の城にありしが、大永四年四月、北條氏綱にせめおとされて、逃れ來り當城に留まりしが、天文六年病にかゝりて卒す、其時遺命して、北條氏と戰ひて勝利を得なば、多年の怨を散せん事、中々讀經供養にもまさるべしと云けるにぞ、其子五郎朝定、父の遺命を肺腑に銘し、家人等とはかり、同年の七月十一日、小田原の城へ押寄せて、有無の一戰を決せんと用意專なりしを、はやく氏綱聞き知りて、いて逆寄にして朝定を責亡さんと、いそぎ人數ひきゐて、府中へかゝりおし來りける、朝定今年纔に十三歳、何のわきまへもなければ、其父左近大夫朝成を大將とし、出迎へて戰はしむ、然るに朝成一戰にうちまけて、敵に生捕られ、朝定籠城すべき謀もつきて、比企郡松山城へ敗走せり、氏綱思ひのまゝに打勝しかば、やがて城に入て普請を沙汰し、城代として同苗左衛門大夫綱成をこめ置かる、かくて兩上杉扇谷殿も山内殿も、多年北條氏に宿怨あり、一擧して敵を打亡さんと、天文十四年、駿州の今川と隱し合せ、今川は領國駿州の境目へ人數を出し、兩上杉は古河公方の動座をこひ奉りて、當城をさして出張し、八萬の人數を以て十重二十重に取圍む、氏康之を援はんため、天文十五年四月二十日の夜、八千の兵を以て後詰をなし、山内憲政が砂窪の陣へ切入りけるに、憲政かなはじと、上州をさして逃行き、家子郎等は皆おもこゝに討亂す、扇谷の朝定は、城の方に陣せしが、是も夜討にあひてあはてさはぎし所を切立られ、朝定は亂軍の中に討死し、難波田彈正は東明寺口の古井に陷て死し、其子隼人も討れければ、惣敗軍とぞなりにける、かくて夜もほのぼのと明渡りしかば、古河の陣氏は氏康の備をみて、敵は案外に小勢なり、いざ一かけにかけ敗らんと、備の頭をふりむけて、人數を進めんと色めく所を、城将左衛門大夫綱成は、思ふ心ありて、夜軍の始りしより、大手の櫓にのぼりて、始終見物せしが、古河公方の旗の手の動くを見て、時分はよしとて、城戸を開き眞先に進みて、切てかゝりければ、古河の軍兵一溜りもなく崩れたり、氏康夜軍に打勝たる事、近郷に聞えければ、溝山の大石源左衛門、鉢形の藤田右衛門佐等を始めとして、皆々當城に歸降せるより、氏康の威光大に振ひける、この後、綱成は氏康の命によりて、居城玉繩へ歸り、當城へは大道寺駿河守直繁を置て守らしめしと、此事跡は管領記、關東古戰錄、小田原記に見えたり、其後天正十八年、太閤秀吉小田原陣の時、羽柴利家、上杉景勝、當國の諸城へ發向し、使を立て北條家へ和議をいひ入しかば、直繁籠城にたへざる事を悟り、和議に及びて出城しける、抑當城今の如くに外郭まで備はりしは、松平伊豆守信綱が城主たりし頃、修造せしより後のことにて、それより前は、いと狹き搆へなりしと云ふ、されば北條氏抱の頃は、今の本丸の邊、地の高きによりて、要害をなせしのみと聞こゆ。

三芳野天神社（ミヨシノ）　故城の東に在り、昔は三芳野里(今的場（マトバ）)に在りしを、いつの世にか移せりとぞ。是れ即式内入間郡物部天神社なるも知るべからず、されど小手指村に物部天神の説あり。新記云、天神社、本丸の東方、巴堀の外にあり、三芳野天神と號す、大猷院殿の御時、しばしば此社へわたらせ給ひ、其次をもて、放鷹又は騎射など御覽ありしとなり、伊勢物語「業平中將、東國へ下りけるとき、武藏國入間郡三芳野の里に來りて、ある女に遇はんと云ける、母なん藤原なりけるによりて、中將に許さんとて、歌を讀てやる、三芳野のたのむの雁もひたなるに君が方にぞよると鳴なる、中將の返しに、わが方によると鳴なる三芳野のたのむの雁をいかがわすれむ」といへるによりて、當所を雁の名所と云へり。

大猷院殿、何の年か、六月の初より八月の末まで、御宿あらんとて、御座を河越城に移されり、本丸の南の方、三芳野天神の社地は、初雁の名所にて、年ごとに雁の來ること、其時をたがへずと聞し召し、人を三所に別ち置れて、終夜さかしめられけるに、例の如く初雁北の方より飛來り、三聲おとづれて、南の方にゆきけりと言上しければ、奇特の事なりと仰せられける、時に堀田加賀守、歌讀て奉りける、

みよしのや君をたのむの秋のきてむかしわすれぬ初雁

の聲、

按、羅山文集云、寬永三年祭河越天神文に「夫武藏三芳野天神者、自洛之北野、所奉移矣、歷代久矣、當初雖菅曹之儒者、後世推稱豪域之靈神」されど此天神は、菅廟にあらず、羅山より稍後れし、本阿彌光悅の撰べる、三芳野天神緣起に、天神は氷川明神と同躰にて、男躰女躰の神與おはしますと云ひ、又「抑此所を河越と名附る事は、昔鷲宮明神、太刀と琴とを持て、女神男神相供ひて、川を渡り給ひし由緒なり」又在原業平が、此里に下向しける事を錄し、又「何の年にか、北野の天神を勸請し、此社內に同く祝ひ奉る」と云ひ、北野の本地佛も氷川男躰の本地佛も、共に觀音にて、一躰に侍ると論述せり。

川越氷川神社（カハゴエヒカハ）

故城の北に在り、延喜式に入間郡出雲伊波比神社、中氷川神社、國渭地祇神社などある、三祠の一にあたる歟、

按に、出雲伊波比神とは、當國造の一族なる入間宿禰の祝ひたる者にて、此國造家は本出雲國より來りければ、出雲祝とは云へり。姓氏錄左京神別に、「入間宿禰、天穗日命十七世孫、天日古曾乃己呂命之後也」とあるは、本郡に移りし出雲氏の系譜なり。天日古曾乃己呂命は、又本書、攝津國天孫山直の條に「十七世孫日古曾乃己呂命」とありて、他書には見えず（此に寄內赤坂の氷川祠を、古呂古宮とも云ひて、己呂命に因みあるかとも疑はる、後の考をまつと云爾）また中氷川とは足立郡の氷川大社に對せる名とす、國渭地祇は、古事記傳に渭は奴とよみ「速須佐之男大神子、八島士奴美神、娶大山津見神之女、名木花知流比賣、生子布波能母遲久奴須奴神、此神娶於淤加美神之女、名日河比賣、生子深淵之水夜禮花神」とある、久奴須奴神にあたる歟と論す。いづれにしても、出雲に因みある入間氏の氏神とす。

新記云、昔太田道灌沙彌、當所に在城せし頃、社頭に詣てゝよめる歌の詞書に、氷川の社に奉納の和歌をすゝめられて、老らくの身をつみてこそ武藏野の草にいつまで殘る白雪、「慕景集」と見ゆ、又管領記曰、五山僧徒詩堂あり、又江戶歌合の一集あり、河越の三好天神を平河へ移し、日川明神をも移さる、又山王を移して江戶の鎭守とす、云々。

東明寺（トウミヤウ）（寺井）

氷川社の西にして、市街の北口あたり、巷名にも呼ざる、遊行念佛の古道場なり、此邊を寺井（テラヰ）と云ふ。

新記云、東明寺は稻荷山傳名院と號し、其流義は時宗にて、本尊廬舍那、慈覺大師の作なりとて、靈驗あらたなるを以て、深く秘してたやすく拜することを許さず、稻荷社、塚上にあり、天文十五年、當所夜軍の記に、難波田彈正が東明寺口の古井に陷ち死せしと見えたる、即此所にて、廢井を埋みてその上へつきし塚なりと傳ふ、この塚のわたり七間許もあるべし、又寶曆の頃までは、境內の南の方に塚ありしを、住僧隱宅を造くるとて、その塚をこぼちしに、錢櫃四五百斗出たりと云ふ、永祿北條役帳に「四十一貫文、後藤備前守、河越東明寺、淨樂寺分」寺井宿、寺井松郷、寺井伊佐沼は今は全く三村に分れども、古は寺居と書し、總て東明寺持の地なりしに、此寺衰へて後、何の頃か三村に分たれしかども、元一村なれば、田地入會て境界分れず、北條役帳に「二百十三貫文、寺井、卯擬地辻、山中內匠助」とあり。

唐人小路（タウジン）

今江戶（エド）町の古名とぞ、小田原城下の唐人小路の名を移せるならん。新記云、川越は侍屋敷と城下町の二に分れ、町家は大抵南北の徑り十町半、東西四五町もあるべし、其內本町、志義町、喜多町、鍛冶町、高澤町、上松江町、南町、多賀町、江戶町、喜多町を河越十ヶ町と號し、蓮馨寺、養壽院、行傳寺、妙養寺、四寺の門前町を四門前と稱して、市店櫛を接したり、本町は西大手前の正面にて、東西への大路を云ひ、兩側に商家軒をつらねたり、御入國の前迄は、本宿と呼びしが、其後本町と改め唱ふ、古は江戶町も當所の內なり、江戶をさして行かんとするには、必この町によらざれば出ることあたはず、一名を唐人小路とも云へり、次原文書、城主大道寺駿河守政繁が元龜二年觸状に見ゆ（此元龜二年觸書、本篇誤りて上の小田原の條に援きたり、相參考すべし）

れんちやく町、新宿に立申上は、諸役ゆるし置候、若し火事出來候共、其まゝ居申候て、けし可申候、但法度書、江戶次第たるべき者也、仍件如、

天正十九年卯七月十六日　（酒居重忠、花押）

かわこへれんちやく衆中

連尺のことは、東京神田區連雀町に考へ合はすべし。

○新記云、川越高澤町は、本町の西のつゞきて、高札場より西の直路なり、此所は古竹澤九郎（タケザハ）起立せし町なるゆゑ、竹澤町といひしと、太平記に見ゆる竹澤右京亮が子孫などにや、大蓮寺、是も大道寺政繁が母、蓮馨のひらく所にて、古碑二基、弘長元年、曆應三年の供養塔なり。（北企郡に竹澤村あり）

蓮馨寺（レンケイ）（松郷）

市街の南方、喜多院の西に在り、孤峰山寶池院と稱し、淨土宗關東十八檀林の一なり。開祖鎭蓮社感譽存貞は、高德の僧にて、在世の時多くの寺を創めたり、天正三年寂す、當時の川越城主大道寺氏の族黨の人とぞ、寺邊を松郷（マツガウ）と云ふ、今鐵道停車場あり。

御所陣建立寺家役敷地之事、松郷之內一町二段、寺井鄕之內六段、合壹町八段、分錢貳貫七百文之所、永代令寄附候、自然河越川所之時、寺家相應之儀、可被走廻候、如件、

弘二年四月朔日、（判、虎印）　明蓮社

感譽存貞は、飯沼弘經寺の鎭譽、及び增上寺の果譽の關

法なり、天文の始め、時の城主大道寺政繁が母蓮譽尼、感譽に歸依して建立せしもの、則當寺なり、弟子六百人、その上足は増上寺觀智國師、淨國勝願二寺の開山清巖、幡隨意院善導寺の兩開山幡隨意、大光院の開山呑龍、大善寺開山讃譽等なり、感譽が化導の廣きこと知るべし、當寺は天正十九年寺領二十石を賜はれり

(田面)**小谷**(チガヤ)　今小室、今成、野田などを併せ、田面澤(タノモサハ)村と改む、川越市街の西郊なる村落とす

田面の里は歌名所にして、夫木集には、武藏國とせり、其緣起は三芳野天神社に出でたる如く、入間里なれば、歌詞中には田面ともよめるにて、正しき地名にはあらず、

豐田(トヨダ)　今大塚、池邊と相合せ、太田村と改む、小谷の南なり。入間川は是等の村落の西を、北へ向ひて流る

永祿役帳に、御新造知行分、六十九貫文、豐田、堀掾地辻とあるは此地の事か、又天正十八年五月、豐臣氏の制札に「山田庄川越卅三郷、とよた郷、池邊郷、大袋郷」とのす。

大袋(オホフクロ)　今藤倉、増形、山城等と合し日東(ニットウ)村と改む、豐田の西南にして、入間川に縁れり、日東は入東の俗通なり。

(日東)新記云、大袋村は山田庄に屬せり、北條役帳に新藤下總守三十八貫文、河越卅三郷大袋とあり、古は此地笹田の中下迄、入間川流れ入て、其樣袋の如くなれば、此名を負へりと。

赤間川(アツマ)　大袋、増形の間なる、諸所最有の清泉を源流とし、東北に流れて、河越町を繞り、伊佐沼に入る、太古の入間河の舊道かとも疑はる　近世は入間村、與富村などにて、入間河を堰入れて川に灌ぎ、其剰水を此赤間川へ合注せしむ、故に水脈の長さ四五里にも及ぶ。

砂窪(スナクボ)　又砂久保に作る、今福村、松原などと相合し、[illegible]原村と云ふ、川越の南一里、扇河岸の西に隣り、天文十五年川越夜軍の古蹟とす

鎌倉管領記云、川越の城へ後詰の爲め、關東衆と相公衆を定め、敵は八萬、味方は八千、十人に一人の相手なり、時とも首を取るべからず、切捨にせよと、頃は天文十五年四月、廿日の宵暗に乘じて、南上杉の陣へたゝかへる、扇谷の陣へ、一時に切つて入る、敵は案外の事なれば大に驚き、馬よ物具よとあはてさわぐ所を、氏康自ら刀をとつて切て廻り、思ふままに切靡けけるにぞ、憲政は上野をさして逃去る、○砂窪の南方は、所澤まで三里、平原野の如く、[illegible]、富村など、新田なきにあらざるも、概して地味不良、荒蕪の色を免れず。

奧富(オクトミ)　今奧富村と云ふ、豐田の南にして、入間川村の東北に隣る。○新記云、北條役帳に、三田彈正少弼が領地、八十貫文、入東郡奧泉と見えたり、泉は富の誤寫なるべし、村内梅宮、應永年鰐口の銘に「武州入東郡、奧富郷西方、梅宮」とあり、これは京都梅宮を勸請し祀れるなりと。

堀兼(ホリカネ)　今堀兼村と云ふ、奧富の南にて、原野の間に在り、古へ武藏野の名所と數へらるゝ堀兼の井、即此なりと云ひ、歌名所の地なれば、其所在分明ならずと雖、太平記に、義貞分陪(ブバイ)河原の戰に打負け、堀金をさして引退くなど云ふを思ふに、後時代には、江戸より上州往來の道路にあたる名所なりし如し。今の堀兼村は、入間川村の東一里を隔てて、古道の往來由れる所とも信ぜられず、猶考ふべし。

新記云、堀兼村は古は原野なりしと見ゆれど、名に立る武藏野の堀兼井のある處なれば、たゞ堀金といふ書へしならん、太平記、元弘三年五月、新田義貞謀叛の條に、相模入道の舍弟、四郎左近大夫入道惠性、十萬餘騎を率して大將軍となり、十五日の未明に、分倍へ押寄せ、義貞の勢を襲ひたりしに、義貞終に打負て、堀金を指て引退くとあり、今堀兼井跡、村の東南、淺間塚の邊にあり、圓徑四尺、深さ一丈許の穴なり、近き頃其中に、石を以て五尺四方の井筒を組み、傍に寶永五年立てたる碑あり、此の井の名は、古くは枕草紙に「井は堀かねの井」と見えたり、されど何れの國なることは載せず、たゞ千載集に、藤原俊成卿の歌を載せて「武藏野の堀かねの井もあるものをうれしや水の近づきにけり」とあるをみれば、當國にて名たゝる物なること知らる、かく俊成卿の詠に入しより後は、全く當國の名所と定まりて、世々の歌人も其詠多くして、猶人の知る所なれど、其古跡は詳ならず、今當郡は元よりなり、他の郡にも堀兼の井と稱する者數多ありて、何れを實跡とも定めかたし、されど當所のを實跡とすべきか、又廻國雜記に、堀兼井は高井戸村にありとすれど、今其地につきて尋ぬるに、そこと覺しき所もなく、村老もかゝる古跡のことは聞も傳へずといへば、高井戸と記せしはたゞ井戸と云ふ名によりて、杜撰を成せし歟

(堀兼井)はる／＼と思ひこそやれ武藏野のほりかねの井に野寺あるてふ、〔貫之家集〕

元和三年、光廣卿の日光紀行、府中より川越に至る間に、路の右に堀兼井ありと載せしは疑ふべし、左の誤ならん、又此井につきて、尾崎陣人の武藏名所考に詳說あり、參考すべし。

河越記云、三木といへる原は、武藏野の北のはてにて、河越の城にはわづかに五十餘丁をへだつ、此野は人馬の備所宜しからず。○相州兵亂記云、武州國司上杉扇谷修理大夫朝興、北條氏綱を退治せんとしたくしければ、氏綱斯を聞給ひて、天文六年七月十一日、さか寄に川越の三木と云處まで押寄たり

三ツ木原(ミツギ)　今堀兼村の大字に三ツ木あり、奧富村に接す。○新記云、三木原、昔新田義貞、鎌倉勢と此地にて戰ひしと、

爰も武藏野の内なればさもあるべし、記錄に地名の見えしは、永享十二年春、上杉修理大夫持朝、室町將軍義教の命を蒙りて、結城滿朝を討んとせし時、滿朝父子三人、早く打ち出、河越の北三木原にて、上杉顯定と戰ひ、松山城へ引籠る由、上杉系圖に見ゆ、又天文六年、川越の城主上杉五郎朝定、亡父朝興が遺命を奉じて、北條氏綱を亡さんと、軍兵を催せしに、氏綱早く聞付て、七月十一日逆寄にして三木まで着し、先驅の兵井濵、橋本、多目、荒川を足輕大將と定め、同十五日城兵と戰ひ、朝定が伯父左近大夫朝成を生捕て、川越城落去せり、又同十五年北條氏康川越軍の時も、此邊戰場となりしなるべし、今は皆陸田となる。

入間川（イルマガハ）

今入間川町と云ふ、人口四千五百、入間川の右岸に縁り、川越の西南にあたる。國分寺、所澤より來る鐵道は此を經由す、川越へ四哩、所澤へ六哩。此地は武藏多摩郡の國府より、上野國への古道にあたり、往時の兵馬馳驅にあたりては、必爭の渡津たりき。されば地名にも入間川と呼び、小驛市たり、近世に至り國府の古道は廢し、形勢一變す。

入間川村は對岸の廣瀨村と共に、和名抄入間郡廣瀨鄕の地なるべし、廣瀨の名義と地形を推すに、亦古人の徒涉往來の廣瀨たりしことを想ふに足る。東鑑に「元曆元年、堀藤次親家郎從、於入間河原、誅志水冠者之由申之」と載す。中世の驛路は、此より對岸柏原村へわたり、比企郡へ出て、上州、信州に達す、故に柏原村に信濃坂の名存す。○新記云、入間川村は今入間鄕山田庄の東領と呼び、村内子神（ネノカミ）社に掲げある應永二十三年の鰐口の銘に、入間鄕子神御寶前云々とあり、古の鎌倉道の跡は、小名中（ナカ）宿（シユク）の裏に當りて、子の神と云所あり、こゝより入間川を渡りて、高麗郡廣瀨、柏原の間に通して、女影村に續けり、正慶年中、鎌倉攻の時、新田義貞上州より打て出て、此道にかゝり、入間川に對陣して終に打勝、府中へかゝつて鎌倉へ攻入しと、云々、入間川は村の西より北へ屈曲して、當郡高麗郡との界を流る、又傳ふ、村内小名子神の背後を、昔八丁の渡と云ひ、其川幅八丁あり、こゝを渡れば向ひは高麗郡廣瀨村なり、これ古の鎌倉道にて、木曾義仲が子、志水冠者が討れし所とぞ、又觀應三年閏二月、入間河原合戰の事、古文書に見ゆ、太平記の小手差合戰是なり、又九代後記、文和二年七月、畠山阿波守國清、鎌倉殿（基氏）の執事と爲り、同き年に基氏武州入間川下向、則入間川殿と號す、按するに府に在らずして殊更に入間川に居ること、府廳の廢せし故か、はた南朝の諸士多く上信の間にあるを以て、其當路を求め、此に動坐ありしかなるべし。

（神子）

鎌倉大草紙云、上杉伊豫守憲方大將軍として、應永廿三年十一月二十一日、小机島まで出張す、持氏御方には江戸、豐島の兵とも、入間川に馳集り陣を取、伊豫持守は仲公の御供申、入間川に發向す、其道にて同二十三日、世谷原にて合戰、二十五日夜に入鎌倉へ歸り給ふ。

又云、今も當村及び隣村奥富を入間鄕と唱ふるは、古への鄕名の唱へのこりしならんか、又川の字を添しは、近き比よりと見えて、正保年中の國圖、及びその頃の鄕帳には入間村とのみ記したり、されど北條役帳を閲るに、松田左馬助が知行五拾貫文、入間川、卯檢地辻とのせたり、猶考ふべし、赤間川用水は、入間村の西にて入間川を分水す、村内及び上奥富の水田にそゝぎ、其餘水と、此邊村々の惡水、合して一條の川となり、川越城の北を流れ、末は伊佐沼へ落入る。

入曾（イリソ）

今水野と併せ、入間村と改む、入間川と所澤との中間にて、鐵道停車場あり、西は藤澤村に接す。○新記云、入曾は南北の唱へあり、天正の頃の水帳に、已に北入曾としるす、慶安の頃入義村と記せしものあれど、是は假借せしならん、御嶽社、村の鎭守なり、社領として慶長二年十石の御朱印を賜はる、當社は古き勸請なるにや、近き頃まで文明二年庚寅惣旦那と鐫たる鰐口などありしと。

所澤（トコロザハ）

今所澤町と云ひ、人口五千、入間郡南偏の名邑にして、鐵道車驛なり、川越へ十二哩國分寺へ七哩。俗說に鎌倉街道の古驛と云ひて、往時多摩の國府より本郡を經て、南毛へ赴く者の、此邊を通過せること、今に變する所なし。其道は久米川、入間川を經由せる趣、古書に散見するにて分明す。

新記云、所澤は今安松鄕吾妻庄に屬すと唱ふ、古書には其文字野老（トコロ）澤とも書す、廻國雜記にもしか記せり、此所今江戸より秩父郡へ往還の馬次なり、又古の鎌倉海道の名殘なりと云ふ道あり、昔も宿驛などにや、村内陸田多し、民家戸每に蠶を養ひ機織を業とす、又木綿は土性にかなへるにや、極て好品なれば、近鄕の者所澤木綿と呼びて珍重せり、本宿はかの鎌倉街道の古跡なりとて、此邊より矢の根などを穿出すことあり、されば古戰場ならんと土人いへり、思ふに管窺武鑑に、當所にて上杉氏と北條氏と合戰ありしと見えたれば、其時戰爭の舊跡などにやありけん、又觀音院、新義眞言宗、寺領六石、廻國雜記を閲するに「所澤といふ所に至り、福泉といへる山伏、觀音寺にてさゝえをとり出しけるに、薯蕷と云へるもの、さかなにありけるを」とありて、俳諧體の歌あり、又西南郊に氷川神社あり、社領四石、林中いかにも年經りて、七戸の民家ながら、氷川（ヒカハ）村と云ふ、式内中氷川神社と云ふは此にあらずや。

（野老澤）

（氷川）

新井（アラヰ）

所澤の東西に、上下の新井村あり、今上新井（カミアラヰ）は小手差村へ入り、下新井は安松（ヤスマツ）と併せ、松井村と改號す。安松は又此四近の總鄕名にも呼ばれ、新井と共に古

（安松）

き地名ならん。近世安松ざるとて、脚籠を造り江戸へ送ること、或書に見ゆる如し、其村は所澤の東隣にて、柳瀬川に沿へり。

北秋津(キタアキツ) 今久米に合せ、吾妻(アツマ)村と改む、所澤驛の東南半里、柳瀬川の北邊とす。柳瀬川は古名久米川とも云ひ、又入間、多摩の郡界なるを以て、堺川とも云へり、多摩郡の南秋津を參考すべし。天長年間、悲田所を置かれし郡界も、此間に外ならず、即古今行路必由の地なるを證するに足らん。吾妻とは近世此邊の庄號なりき

(吾妻)

久米(クメ) 今吾妻村と云ひ、北秋津の西、柳瀬川の南邊に沿り、多摩郡管の久米川村(東村山)と相接し、木來一村の二分せしを知るべし。其川村の名も、此柳瀬川の溪流に起れる者のみ。七黨系圖、野與村山の分派に久米氏あり、此なる在名に出づ、相隣りて荒幡(アラハタ)村あり、又村山黨の一族荒波多氏の在名也。村山は狹山と云ふと同地異名にして、久米より以西、富士山、箱根崎までの岡陵の總名とす。(弘安元年、岩松道覺本領注文に、武藏國秀恭鄕、久米六間在家と云ふ、此歟、秀恭と云ふは埼玉郡に存す。)久米の八國山は村山(狹山)の一峰にて、峰頭に將軍塚と稱する封塚ありとぞ。

(荒幡)

宴曲抄、善光寺修行に「澤邊の道を朝立て、袖打拂ふ唐衣、着つつ干飯たうべしいにしへも、かかりし井手の澤かとよ」また「小山田の里に來にけらし、過ぎこし方を隔つれば、霞の關と今ぞ知る」また「つれなき人を戀が窪と、袖ぬらすべしとは、久米川の、逢瀬をたどる苦き」などあるにて、鎌倉府の盛時には、井出澤小山田、關戸、府中より戀窪、久米川、入間川に通じ、北企郡兒玉郡の方へ出でて、上州、信州へ往來せるを見るべし。

新記云、久米村の中に今も古の鎌倉道あり、道幅纔に三四尺、是れ太平記、小手指原合戰の條に、將軍方十萬餘騎を五手に別ちて、中道より寄しと云ふ跡なるべし、其下文に久米川に一日逗留せしと云ふを以て察せらる、又同書、元弘亂の條にも、上道より入間川へ向ひしことを載す、是中道に對せし上なることは勿論なれど、今それと覺しきは、鎌倉古道の西に當る、箱根ヶ崎の道なるべし、是をも土人古道なりと傳ふ、八國山、村の巽の方にあり、狹山の續きにて東の端なり、山の高さ十丈餘、名に聞えしほどの景色とも覺えず、此に一つの塚あり、是を將軍塚とよぶ、或は富士塚とも云ひ、塚上に纔の平地ありて、淺間の小社あり、永源寺は曹洞宗、應永年中の鐘あるを以て察するに、古き開闢なるべし、開基大石氏の位牌を安んず、法名道守は遠江守信重なり、客殿に鐘をかけ、刻して曰く、

武州入東郡久米鄕、大龍山永源禪寺、住持雪心叟融立、本願檀那、大石遠江入道、道守、應永廿九年壬寅九月初吉日。

山口(ヤマグチ) 今山口、上山口の二村に分つ、荒幡の西にして、柳瀬川の溪口にあたり、南北に岡巒起伏す、即村山、狹山の中なり。山奧を勝樂(ショウラクジ)寺村と云ふ、所澤を去る一里半。

新記云、山口は鄕名に廣く指すことあり、北野村天滿宮、應永四年の寄附狀に、山口鄕內北野宮とみえ、又七黨系圖、村山七郎家經が孫、山口太郎秀信を始として、山口氏を多く載せたり、これ等みな當所に住せし人なるべし、山口觀音堂は、天正十九年、堂領十石の朱印を給ひしより、今も御朱印地なり、諸方よりも詣る人多し、堂軒に推鐘一口をかく、其形狀異樣にして古色なり、今按に隣村大鐘(オホカネ)に昔撞鐘を穿ち出せし地なるよし、土人の語り傳ふるに據れば、もしくは其鐘を當所へ納めたるにや、さもあらんには、一旦土中に埋れしを、後に堀出したる鐘なり、口徑二尺高三尺許、半面は許由巢父の品を彫る、畫樣金色等は尋常の物とは見えざるなり、又勝樂寺(ショウラクジ)、辰爾山佛藏院大坊と號す、本尊十一面觀音なり、相傳ふ、往古百濟より歸化せし儒生王仁が五代の孫、王辰爾が子、乃父菩提の爲に開闢せし伽藍なりと、又王辰爾此地にて終焉せしとも云ふ、又其比のものなりとて、午王の古版一枚ありしが、是は回祿の災などにかゝりしや、いつの頃にか失ひてなし、今僅に摺しもののみ近鄕の農家などにまゝのこれり、延久三年中興、大僧都尊海が時鑄し鐘ありしが、是も年歴て響止りしかは、明曆三年九月改鑄せりとぞ、武州高麗郡勝樂寺村云々とあり、疑ふべし、

(勝樂寺)

武州高麗郡勝樂寺村、奉新造立鐘銘曰、
諸方雲相、寂滅異名、常樂我常、簡々圓成、
延久三年辛亥九月十九日、開闢本願、尊有順說、
同禪、二見相覺妙性、御大工、椎名兵庫頭吉繩、
奉日待講供養、奉念佛講供養、奉誘加供養、願主藤原重信、
奉修山王七社大權現御寶前攸、辰爾山別當、佛藏院勝樂寺、大坊住持、中興開闢、法印權大僧都、尊海上人、

古城蹟、村の艮の方山上にあり、土人の傳に、星見小太郎が住せし所なりと、又曰、さにはあらず、山口太郎と云ふ人住めりと、太郎は武藏七黨の支流にて、東鑑にも見えたる人なり、按に、梅松論に、元弘三年五月十四日、高時の弟左近將監入道惠性を大將として、武藏國に發向す、同日山口の庄に陣をとるとあれば、元弘の頃すでに唱へしこと知るべし、小田原役帳には、四十貫文、山口の內、藤澤分、山口平六とあり、是今山口領藤澤村たるべし、且この郡の內に山口堀之內村と云ふもあり、そこには山口平內左衛門が居城せし所なりとて、今も其迹のこれり。(凡堀之內、或堀などあるは、皆壘塚のありし地に名づけしなり)

高階郷（タカシナ）

和名抄、入間郡高階郷、訓太加之奈。○今詳ならず、所澤、山口、宮寺の邊、古郷の系屬なければ、そこか。姓氏錄「高階眞人、出自諡天武皇子太政大臣高市王也」また「高階連、出自魏皇武帝子陳思王植也」などある氏號と、相因む所ある歟。

小手指原（コテサシ）

今所澤の西一里、北野村を小手指と改む、太平記に傳ふる小手指原合戰は此邊の事にして、古文書に觀應三年閏二月廿八日、篭手指原合戰と云ふ者是なり。古道大略、久米川、入間川二水の間なる平野を指す歟、古道は多摩郡東村山（野口久米川）より、本郡久米村に入來り、北野、藤澤を經由して、入間川に達せしならん、沿道所々、古蹟幷びに地形の徵見すべき者存す。新記云、小手差原は武藏野の內なり、今入間郡北野村に、小手差明神の社あり、それより近き所、瞽詞が橋の邊より、乾の方に向ひ、入間川村のあたりまで、凡二里許の間を指して、かの舊跡なりといへり、東鑑、治承五年、志田先生義廣が、小山朝政の舘に赴きて戰ひし條に、小手差原、小堤等の地名見えたり、今下總國葛飾郡古河城の邊に、小手差、小堤の二村あり、東鑑に云ふ者其なるべし、下野國小山町より二三里隔りし所也、此地なる事實は太平記に兩度見ゆ、初度の合戰は元弘三年、鎌倉方櫻田治部太輔と新田義貞とたゝかひ、義貞打勝てり、後の合戰は夫より二十年の後、文和元年、將軍尊氏と新田氏の一族との合戰にて、此二度の戰爭、世に聞えしことなれば、人々能く此小手差原の名を知れり、其合戰の大意をいはゝ、始の一戰は太平記第十卷に曰く「新田小太郎義貞、前朝の綸旨を頂戴し、本國上野國笠掛野にて旗を擧ぐ、是元弘三年五月八日なり、同九日武野國へ打越す、是に於て大勢加はり、三日が中に二十萬騎となり、四方八百里に餘る武藏野に、人馬身を峙つる程打圍む、鎌倉より急ぎ櫻田治部大輔を討手の大將として、長崎以下、上道より入間河へ向ふ、是は水澤を前にして敵の渡らん所を打んとなり、路次に兩日逗留有て、同十一日の辰の刻に、武藏國小手差原に打莅む、是に於て源氏入間河を渡て、相戰ふ事一日が內に三十餘度に及び、日暮ければ源氏三里退て入間河に陣を取れば、平家も三里引退て久米川に陣を取る、兩陣相去ること其間纔三十餘町なり、夜明ければ源氏は平家に前をせられじと、匹馬の足を進めて、久米川の陣へ押寄す」云々、四方八百里と云が如き、もとより文勢なれば、とかく論ずるに及ばず、又同書第三十一卷、武藏野合戰の章は、地理を記せし所、今の地と合はず、新井君美も既に、此章後人追記勿論歟、記事の次第も地理も不審の事のみ也といへり、今園太曆、神明鏡等、すべて古記錄と點檢するに、實に矛盾する事多し、而て園太曆につきて考るに、二月十五日に新田の一族上州にて義兵を擧げ、十六日に宗良親王を奉じて、武州へ打越て、前守護代藥師寺、上杉等を打隨へ、十八日に鎌倉へ攻入りしに、尊氏等早く武州へ沒落せしより、義宗は鎌倉を警固し、親王義興義治以下は同十九日武州へ立歸て（此敍述誤れり、金井原の條に參考すべし）尊氏を討滅さんとせられりしなり、然して二十日以下の事實を闕く、太平記には此等の次第を更に載せずして、直に二十日の一戰を記す、故に事實更に合はす、李花集、新葉集に「武藏野へ打越て、小手差原と云所におり居て、手分などし侍りし時、いさみあるべきよし、つはものめし仰ありしついでに、思つつけはべり、中務卿宗良親王、君の爲世の爲何か惜からん捨てかひある命なりせば」と詠せられしは、此時のことなり、神明鏡によれば、其戰場を國府原と云ひ、又新曾光久が申狀には人見原、入間河と云ふ、今試に曆と記とあはざる所を、諸記錄に證をとり、考定して說をなさんに、その大意、新田の一族久しく東國にひそみ、今漸く時を得て蜂起し、上野武藏の敵を閏二月十六日までに打從へ、同十八日に義宗等鎌倉へ打入りしに、尊氏早く逃れて、狩野川城にあるよしを聞き、則鎌倉中の警固を沙汰し、（今按、十八日鎌倉空虛、二十日金井原合戰、二十八日小手差原合戰、此次第補正を要す）同十九日に南帝へ注進の狀を書て使者を發し、既に狩野川へ向はんとせしとき、葦名、三浦等の內應を得しにより、尊氏を討取べき計策、彼城に寄ては難かるべしと、態と若干の道程を退きて、入間川まで返り、尊氏をひき出さんとはからひしかば、果して尊氏打て出けれど、たま〳〵三浦黨の陰謀露顯し、手勢率て引去りしに、義宗等これをしらずして、翌二十日に小手差原にて戰へり、尊氏打負て川岸まで逃來り、ここにて近習の輩そこばく戰死し、力なくして尊氏は川を渡りしが、狩野川の方には三浦の輩ひかへたれば、落行くことかなはず、遠く道をまげて石濱まで落のび、石濱入道が館におちつきしならん、此後七日も石濱に逗留ありしなれば、石濱へ走りしは論なかるべし、さて尊氏が川をわたりて遁れんと云へるは、いづれの川にや、新井君美は戰場もし小手差原ならば、白子川ならんと云へり、此地も大抵戰場より坂東道四十六里にして、對岸赤塚の壘へ上る所には、屏風を立し如き所あればそこなるべし。○今按、觀應三年閏二月二十日に、府中人見原に合戰の後、新田勢は二軍に分れ、一軍は義宗之を統べ、信州幸坂宮（高坂に同し即宗良親王なり）を奉し入間川に退き、一軍は突進して鎌倉の虛を擣く、義興義治之に將たり、而も是利勢は府中に據りしごとし。かくて程なく二十八日に至り、再たび武藏野に會戰す、小手指の役是なり。太平記二十八日の役を以て二十日に混ずるは、誤謬に出づるのみ。其證は三富元胤軍忠狀に「今年閏二月十七日武州御下向之御供仕、同二十日金井原、同二十八日小手指兩度合戰」また松井助宗軍忠狀に「閏二月二十日武州人見原

合戰、同二十八日籠手指原合戰」とある是也。南山巡狩錄に、

閏二月二十日、小手指原合戰に、義宗朝臣石濱にて尊氏卿を追ひ捨てにし、身は笛吹峠にうち登り、信濃越後の勢を附くべしと此所に陣す、鎌倉には新田義興、脇屋義治兩大將、七千餘騎にて陣す、二十五日尊氏討亡して石濱をうちたち、武藏の府に着給へは、甲斐源氏三千餘騎にてはせ加はる、廿八日、笛吹峠に於ては、大將義宗二萬餘騎にて、錦の御旗を打たて陣し給ふ所に、石濱より足利勢出向、敵味方入亂れ、終日戰ひくらし、結局義宗はたゝかひつかれ、笛吹峠に引あげ給ふ、又此戰跡は今の練馬村、白子村の邊にもや有らん、今も練馬村に今上しつけみといふ地あり、其處に小手さし渡戸などいふ古名存す、石濱まで五六里に及べバ、太平記にいふ坂東道四十六里といふにもやゝ符合せり、

此武藏野合戰の事を、太平記によりて案するに、官軍利を得、武家方は引退くに似たり、然れ共其實を探る時は、官軍利を失たるがごとし、太平記此條の文理貫通せざるが如くなる故、強て搜索なし難し、云々、など述べしも、要領を得ず、殊に太平記に笛吹峠と云ふは太譯れり、笛吹は筝吹の異書にて、上州信州の堺なる碓氷峠を指す、武藏野合戰終へて、義宗笛吹峠へ打登ると云ふは信すべからず。因て疑ふ、園太曆に、

閏二月十八日、關東囚徒尊氏等、没落武州狩野川之城、官軍乘勝攻懸、大王(宗良親王)以下、上州信州之堺、筝吹峠陣已出御、諸方大軍如雲霞、可謂無雙條、不可旋踵之間、新田義宗注進、昨三月四日酉刻到來、則申入入幡了、先度自大王被仰下之趣、悉以符合、不參差之條、返々目出畏入候、

とある事を、小手指役と前後して、とり違へしにやと。蓋園太曆に謂ふ所の筝吹峠陣は、廿日以前の事實なり、縱令廿八日後に、官軍筝吹峠に退保すとするも、當に三四日の行程あるを要すべし。又古文書に、小手差合戰同日に高麗原にも合戰あり、高麗原の條を參考すべし。尊氏石濱落の一事、他に合考の資料を缺けど、太平記に尊氏の戰爭不利より爲せるは、倒しに誤謬甚しければ、石濱落も全く信じ難しと爲すべきのみ、其實は府中在陣歟。

北野天神社

今小手差村大字北野に在り、社說に是れ式內入間郡物部天神なりと云へり、されど本郡三芳野天神と云ふも古社なれば、いづれか決め難きに似たり。

新記云、北野天滿宮は是延喜式神名帳に載せらるゝ物部天神の社にして、祭神は饒速日命なりと、今は北野天神、小手指明神の二座を合せ祀れり、又式內の國渭地祇社、出雲祝神社なるも、合せてこゝに祀ると云ふ、應永四年、左兵衞督源某より下せし文書に、北野宮のこと先例の如く沙汰すべき由をのせ、及び天文、弘治以下の文書にも、みな北野宮と記しあれば、かの地主物部天神は、古くより祀りたらんも、北野天神を勸請せし後は、式社の名はかへりて唱へざりしことと見えたり、今の社領寄附の御朱印の文にも、北野天神領五十石としるされたり、老梅社前にあり、圍み一抱許、天正十八年加賀大納言利家、當社を再興して、祈願所と定めし時、庭前に梅を一本植ゑ、よりて大納言梅と稱すると

「寄進武藏國北野天神

同國山口郷內北野宮、并田畠在家、從[illegible]」所

領、

有任先例、致沙汰、神事之状、如件、

應永四年八月廿五日　左兵衞督源次(花押)

武州神職司之事、如前々可被執務候、然者今度小旦那持候付而、十王坊與相談候、前々諸役無紛候條、信其意候、恐々謹言、

十一月九日　心月齋道俊(判大石定久)

北野宮神主殿

「武州神職司勤之、神祭等令執行、天下之御祈禱、可抽丹情者也、

天正十八年七月五日　利家(印)

北野神主栗原殿

三箇島

今三ヶ島村と云ふ、北野の西に隣り、狹山の岡巒の陰に居る、一書に此村の長宮氷川明神を以て、式內入間郡中氷川神社に擬したり。

有三ヶ島之內、於長宮、大神樂之執行華、見物衆中、横合之儀有之者、可處罪科旨、被仰出者也、仍如件、

丙寅霜月十日　奉行　向山甚五郎

按に、村內長宮社になさむる、正長元年の棟札の文に「大旦那、宮寺惣地頭平朝臣藏人入道一家、彈正重定、沙彌道椿、四郎左衞門信重、吾那安藝守、久下筑前守」としるし、又天文廿三年の札の文に「大旦那宮寺惣地頭、豐後入道沙彌芳金、嫡子藏人佐、末子向山勘解由左衞門尉高行、成木郷、宮寺下野守」と、又「丙寅霜月十日、奉行向山甚五郎」としるし、北條氏照の旨をうけて出したる文書あり、この丙寅は永祿九年にて、甚五郎は前にのする向山勘解由左衞門が親屬なりとみゆ。〔新記〕

藤澤

今藤澤村と云ふ、三箇島の北にして、古の小手指原の中なるべしとおもはる、永祿役帳に、山口領內、藤澤分、四十貫文、山口平六知行とある是也。

新記云、今入間川、藤澤村の邊に、入間野の名遺れり、田畝年々に開けて、古の原野は狹まりたれど、而も田畝に積れば四十町の地ありと、昔此邊より府中の邊までも、一面の曠野にて、これを武藏野と號せしが、其內當郡にかゝる所をば、入間野とも云ひしなり、東鑑、建久四年三月の條に「於武藏國入間野、有追鳥狩、藤澤二郎清親、施百發百中之藝、雉五、獲兎廿五、云々」この狩獵の様、その曠野なりしことを察すべし。

宮寺（ミヤデラ）（中野）　今宮寺村と云ひ、三箇島の西に隣る。七黨系圖に、村山黨のうち宮寺五郎家平と云ふは、此地名を稱へしなり、（三箇島を合考すべし）近世中野村ともいへり、所澤へ二里。

新記云、今の中野村は正保の比までは宮寺町と號せしなれども、昔く小名を中野（ナカノ）とも云ひしなるべし、堯恵法師が北國紀行に「水無月廿八日（文明十九年なり）武藏野の内、中野と云所に、平重俊といへるが催に因て、渺々たる朝露を分入て、瞻望するに、何れの草葉の末も、只白雲掛れるを限と思ひて、又中宿りの里へ歸り侍りて、「霧拂ふ道は袖より村消の草葉に歸る武藏野の原」漸く日高くさし昇りて、よられたる草の原を凌ぎたる程、暑も忍び難く侍りしに、草の上に只泡雪の降るかと覺ゆるほどに、富士の雪浮びて侍り「夏しれる空や富士の根草の上の白雪著き武藏野の原」堀兼の井近し「そことなく野はあせにけり紫も堀兼の井の草葉ならねど」云々、此中野を宮寺なりと云ふ事、土人も傳へざれど、堀兼の井近しなど云を以て考ふれば、此地なるべく思はる、盡く陸田にして水なし、ちかきころより村民初夏には茶を製して江戸へひさぎ、頗生產の資をなし、狹山茶と號す、寄木明神社、社領十石を賜はる、神名帳に載せたる國渭地祇神社是なりと、口碑に傳へたれど、させる證跡はなし、此邊を宮寺郷と號することも、當社に權輿せし者ならん。

二本木（ニホンギ）　今富士山、高根、駒形等を合せ、元狹山（モトサヤマ）村と改む、宮寺村の西南に隣り、多摩郡箱根崎に界す。

其村夫役傳馬之儀、此方無判形候者、一切不可出之候、爲其、申遣者也、

六月廿四日（天正十八年）

木村常陸介一（花押）羽柴孫四郎利長（花押）

二本木村百姓中

金子（カネコ）（木蓮寺）　今木蓮寺（モクレンジ）、寺竹、谷ヶ貫、花木等を合せ、金子村と云ふ。宮寺、二本木の西北にして、岡巒（高麗郡との境堺なり、木蓮寺山標高二百米突）を背にして、平野に對す。桂川、一名霞川と云ふ細溝あり、西南多摩郡霞村より來り、東北へ村內を貫流し、黑須に至り入間川へ注ぐ。

（八瀬）新記云、木蓮寺村より扇町屋までを、方俗に金子郷桂庄と唱へ、八瀬（ヤセ）の里とも云ふ、按ふに回國雜記、道興准后の詠に「里人のやせと云名やほりかねの井に水なきを佗てすむらん」と讀み給へるは、此邊の事なるべければ、古きよりの唱なるべし、瑞泉院を昔木蓮院とも號せり、當寺は金子十郎家忠が開基にて、家忠は建保四年卒す、又按ずるに、禪譜集に「菊隱禪師、諱瑞譚、字菊隱、嗣法一華、」云々、「開甲之善應與武之瑞泉、兼帶住持、法化大行、大永四年十二月示寂」とあり、過去帳に、金子氏代々の法名卒年もありて、甚明備なれど、疑ふべし、（花木）花木（ハナギ）村も金子郷八瀬里に屬せり、郡內新堀村金山權現の神體に「武州高麗郡葛□郷花木宮、天正七年、己卯九月吉日、妙泉坊」とあり、葛下の一字讀得ざれど、（桂）今此村名を花の木と云ひ庄名を桂（カツラ）と云ひ、且高麗郡にも接界せし所なれば、花木と云ひしは爰のことにて、彼の宮も元は爰に有りしや、小田原役帳、花の木菜寄子給、三百八十一貫六百文、金子郷とありて、隔郡の名をのせず、某恐らくはこの花木村の人にて、在名をなのり、寄子給は則此金子郷の内にて賜はりしか、姑く疑を記して、識者をまつ。

小谷田（コヤダ）　今新久（アラク）村と合同し、東金子と云ふ。○新記云、小谷田村は河越城より西南の方三里を隔つ、桂庄八瀬里に屬せり、天正十八年、五味金右衛門豐直、八歲にして此地を賜ひ、正保の頃も五味備前守の知りしこと、ものに見えたり、金子坂、西北にあり、金子十郎の住し所故、名とせりと、此坂に有る石を、燧に用れば、火災の患なしと、土人いへり。

扇町屋（アフギマチヤ）（豐岡）　今黑須、高倉と併せ、豐岡（トヨヲカ）町と改號す、人口□千、金子の東北、入間川の畔にて、入間川驛の西南に隣る、近古金子郷と云へる方域に屬す。

新記云、扇町屋村は土人の說に、村內の神社愛宕權現の御正体、五本の扇なる故に、かく名つくと、正保の頃までも、僅に七十石の小村なりしが、近來町屋となり、三八の日每に市立て、穀物など賣鬻く、愛宕權現社の大門前は、往還の大道へ係れり、社傳に曰、昔左馬頭基氏、新田の餘黨を滅さんと、當國へ發向の時、義興は江戸竹澤に欺かれて、矢口渡に於て討れけるにより、かの主徒の首十三級を、基氏が許に持來りければ、當所にて實檢を遂げ、其首を埋し所、十三塚とて今も殘れり、故に義興の靈を當社に配祀すと、云云、太平記、義興自害の條に「鎌倉の左馬頭おはしける、武藏入間川の陣へ馳參、畠山入道斜ならず悅て、小俣、松田、河村を呼寄て、是を見せらるゝに、子細なき兵衛佐殿にておはしけり」云云、當村は入間川村に隣れば、社傳の如く義興が印を葬りし地なるべけれど、他に明證あるにはあらず、社前に松杉の老樹ありていと古めきたる社なり、社領八石。

黑須（クロス）（桂川）　今扇町屋へ併せ、豐岡町と改む、町屋は平原の上にあれど、黑須は崖岸を降りて、其北なる河濱に居る。金子郷の桂川は此にて入間川へ注く、多摩川霞川の末なり、長四里。○廻國雜記に「くろす川といへる川に、人の鵜つかひはべるを見て、「岩がねにうつかふ水のくろす川鵜のゐる影や名にながれけん」とあるは、則この所のことなり、入間川をさす。

新記云、黑須の小名、上小屋、下小屋、この邊昔陣小屋ありし跡なりと云ふ、大將軍と云ふ地は南の方扇町屋村の堺にあり、此所古は戰爭の頃、大將陣取し所なりと云

ふのみにて、其名姓を傳へず、按に、元弘三年、新田義貞鎌倉攻の時、入間川に陣す、又文和二年足利基氏、入間川に下向のこともあれば、是らの時のことにや、前の上下小屋も同時の名ごりなるべし。

高麗(コマ)郡

明治二十九年、入間郡へ併入す、入間川并びに高麗川の水源にあたり、飯能を首邑とした

り。本郡は靈龜中高麗人を安置せられし地にして、和名抄に據れば、上總、高麗二郷あり、後世入間郡の廣瀬、安刀の二郷を併せ、境界の移動を爲せり。

續紀、靈龜二年、以駿河、甲斐、相摸、上總、下總、常陸、下野七國、高麗人千七百九十九人、遷于武藏國、置高麗郡焉とあるは、本郡の創始を云へるにて、入間郡の西南を割きて、置かれしことも、地形の上より論證せらる、和名抄、高麗郡、訓古末とあり。(○新編風土記稿云、高麗郡の起りは、初めて高麗人の遷住したるもの、今の高麗本郷、或は新堀村、青木村の邊りに住み、夫れより漸々草創せしことゝ見ゆ、青木村に住せる青木内藏助が家譜に曰、其先武石廣呂、靈龜二年二月、詔を蒙り高麗人九百九十人を具して、丹波國より本郡に至り、居住せしその地を、即青木村と名くとあり、按するに武石廣呂の事蹟は、續紀には更に沙汰なき人なり、信し難しと雖、土人の傳ふるまゝを、姑く玆にのす、又新堀村聖天院の境内に、高麗王の館蹟、及び墓碑等あり、その餘大宮明神社傳等に委しければ、推して知るべし、郡中村里多くは白髭明神、又は大宮明神を祭り鎭守とするは、高麗王のことなる由、即この新堀村より起りて、郡中所々に在り、これぞ其始を欽慕する故なるべし、又古くより世に武藏鐙と稱するものあり、此處に遷されたる高麗人の造るところとぞ、盛衰記に畠山重忠小坪合戰の時、武藏鐙を用ゆと云、今の世に五六鐙と稱するもの其遺製なるべし、さて此郡の郡界移動沿革多し、まづ和名抄には廣瀬村を廣瀬の郷として、入間郡の部にのす、文德實錄に、嘉祥三年、廣瀬神社を官社に列すと、その時廣瀬村はなほ入間郡に屬す、伊勢物語には三芳野を入間の里と記せり、的塲村に三芳野塚あり、上戸村に三芳野道塲あり、いづれも今本郡に屬す、されば近き世に及びても、入間郡と記せしものあり、天正九年の御朱印、篠井村觀音堂、佛子村高正寺鐘の銘などにも、入間郡とあり、上戸村日吉山王棟札には、寛延年中すら、猶入間郡と書せり、人物風俗等に至りては、させる殊異なしといへども、西の方山によれる村落は、年穀大抵一歲を終るにたらず、其民は總て山澤の利によりて生理をなす、村々もしくは炭薪を以て粟米に換ふ、處女婦姪に至るまで是を負擔し籌錢をとる、又は石灰やく村は、老弱みな是がために奔走して、各其資を得るとぞ。

廣瀬(ヒロセ)郷

和名抄、入間郡廣瀬郷、訓比呂世、餘戸郷 ○今廣瀬村存す、されば此邊柏原村、并びに對岸なる入間川村、水富村、黑須などへも及ぼししか、餘戸(アマリベ)と云ふも、廣瀬の剩餘にやありけん、猶考ふべし。

川越の西南三里、精織を業とする者多し、

廣瀬(ヒロセ)神社

今廣瀬村(笹井根岸を併せ水富(ミトミ)村と改稱す、名栗川を迎へ入れて田に灌ぎ、又製絲工場に其水力を假る、水富と云ふ其故にや)に在り、文德實錄、嘉祥三年、詔以武藏國廣瀬神列於官社と見ゆ、(後世に白髭明神と云ふ地勢より論すれば、名栗川西方の山間より出で、兩岸の峰巒此にせまり稍遠く、瀕灘頗險あり、今も見ゆる如し、廣瀬の古名、即之に由るか、)舊記云、廣瀬の祭神は白髭明神なり、神體は束帶せる木の立像にて、長一尺二寸、又木地像六寸四分の御鏡中に鑄造せる僧像あり、像の左右に「奉納武州高麗郡廣瀬鄕、大旦那、天正十年壬午九月吉日、諸旦那敬白」とあり、像の下「景吉繁昌」とあり、社邊竹樹生茂り、中にも古木の大槻三株あり、一是を神木とす、一は圍二丈、一は圍一丈五尺あまり、一は二丈六尺餘なり、是等を見て舊蹟たるをしるべし。

笹井(ササヰ)(佐西)

今廣瀬へ併せ、(水富村と云ふ、)廣瀬の西南半里、名栗川に緣り加治鄕、野田)へ隣接す。回國雜記に佐西(ササイ)に作り「佐西觀音寺といへる山伏の坊にして、四五日遊覽し侍る」とある、今の泊山寺の事とぞ。

武州柚保内、并高麗郡行年事職之事、其外入東之郡內、三ヶ島之鄕衆分、同山口之鄕寶智坊事、任聖護院御門跡御奉書之旨、可有沙汰者也、仍如件、

天正八年庚辰六月七日　氏照(花押)

佐々井觀音堂

柏原(カシハバラ)

今柏原村と云ふ、廣瀬の東北に隣り、同く入間川の緣岸に屬す、村名永祿役帳にも記せり

新記云、柏原村、笠幡村の間に、信濃街道の名を唱へ、往古越後信濃より鎌倉への往還にて、此邊に霞關と稱する名所もあり、其南の小坂を信濃坂と唱ふ、此邊より東、入間川の流れに八丁渡(ハッチャウワタシ)といふ名あり、其昔は川幅もいと廣やかなりしと思はる、鎌倉時代、文治五年七月、奥州泰衡征伐の時、畠山重忠の從士に柏原太郎あり、此所より出でたる人にて、在名を名乘りしものなるべし、又小田原家人所領役帳に、柏原見ゆ、又砦蹟は、元弘三年、左中將義貞武藏野合戰のとき構へし處とて、上宿の南寄に在りて、今は皆陸田となれり、今其に御所號の遺蹟あるをもて考ふるに、此所入間川を隔て、南は入間川村に對せし地なれば、延元の頃、足利基氏の入間川陣營と見えたるは此所ならんか、又上宿の東南に一の砦跡あり、天文十二年十月、兩上杉此所に出張して、北條氏康と夜軍ありし處なりと云ひ、土人之を上杉城跡と稱す、按するに川越夜軍の年月、區々の說あり、或は天文七年七月十五日、或は十一年七月十五日、或は二十年とも云

ふ。○松隣夜話云、北條氏康、一萬騎にて非流間川の西端に陣を張り、天文六年七月十五日の夜、夜軍にて柏原の本陣に切入り、二時計りに切崩し、八千餘り敵を討取、兩上杉ともに敗軍あり、河越の夜軍とて、氏康の大手柄に沙汰ありけるは是なり。

上總郷 和名抄、高麗郡上總郷、訓加無都布佐。○今の飯能地方にして、加治村、精明村、原市場等にわたるべし、即名栗川の溪谷なり。上總とは、靈龜二年、高麗人の郡邑を成す際に、此地は其常上總國に置かれし人々の、移住したる所なりし故に因る歟。又飯能町に今久下分の字の遺れるより推せば、高麗郡の郡家も即是上總郷なりしごとし、中世以降には專加治領と稱したり。

加治 近古の領名、高麗郡南方の諸村をすべたり、今は特に飯能町の東に、元加治、加治の二村を建つ。新記云、加治領は高麗郡内中山の弓手妻手に在りて、村數四十二と傳ふれど、正保改定より今に至るまでに、或は分村し或は合村せるものありて、その現存するものすべて四十七村に及べり、七黨系圖を按ずるに、丹黨の內、加治氏は其先高麗五郎經家より出で、加治太郎貫家と號す、これらは皆所在の地名を氏に稱せしなるべし、貫家が第二郎家季、元久二年武州二俣川の戰に、畠山重忠が爲に討死す、其頃より連綿としゝこの地を領せしものと見えて、郡中所々に加治氏の古墳及び餘裔あり、領名の舊きこと知らる。○弘安元年、岩松道受本領注文に、武藏國加治郷、糯田郷とある加治も此なるべし、何となれば治承五年十一月、新田入道淨西、武藏國加治郷司職に補任の鎌倉殿下文もありて、新田岩松氏の所職世襲の地と想はるれば也。

阿須 今加治村の大字とす、入間川の南岸に在り。○新記云、阿須ヶ崖、入間川洪水の時、山崩れしよりかく數十丈の崖となりしと、山間へ入ること二丁許にして、谷間に一丈より四五丈に至る崖あり、この中腹或は谷底に樹皮あり、其樣さながら横に並べし如く見え、これ太古高堂大厦ありし所にして、山崩水溢の變に、地中に埋れしならんと人々いへり、其屋根の端と覺しき所、長さ三四十間、厚さ三尺ばかり、上下の土に埋たる所は、化して片岩の崩るゝが如く、或は皮色もとの如くにして存せるもあり、是を取らんとするには、刄物もて人々打缺て取得るなり、土人此所を流澤、又六澤とも云へり。

野田 今佛子を合せ、元加治村と改む、佐西（廣瀨）の西に隣り、名栗川の北岸とす。佛子は其南岸に居り、小谷田（金子）の西に接す。

圓照寺 野田に在り、眞言宗新義派、堂後に青石の古碑あり、長四尺より六尺に至る者數基、皆加治氏の物なるべし、中にも刻銘せる者八基あり。「建長六年甲寅五月十六日、孝子等敬白」「康元二年丙辰十一月廿三日、比丘尼妙讚造之、孝子左衞門尉丹治泰家敬白」「元弘三年癸酉五月廿三日、道峯禪門、乾坤無地卓孤筇、只喜人空法且空、珍重大元三尺劔、電光影裏斬春風」「横行十方虛、天遊地遠、堅亘三際[]、山深水寒、無影樹下風細々、琉璃殿上月團々、頑然獨露不磨勢、當與子孫萬古看、于時嘉元三年乙巳八月二日、孝子等敬立」「文永七年庚午正月十三日、右志者爲丹治泰家、丹治宗泰、孝子丹治氏敬白」「長享三年己酉八月十六日、修記禪門」「應安元年戊申九月五日、右志趣者、爲性持大禪尼、施主敬白」「爲悲母淨三大姉所立、虔營遊善最上之忠業、以祈當來佛果之旨因者也、文和三年八月十五日、孝子加治豐後守季貞敬白」。

佛子 今元加治村の大字とす、阿須の東に隣る。○新記云、佛子村、入間川の丹崖より出る化石あり、大低周り三寸餘、長さ五六寸、或八尺餘なるもあり、蛇蘿石と名つけたり。

青木 今中居、雙柳、下加治、川崎、蘆苅場などを合せ、精明村と改む。野田の北、飯能の東とす。七黨系圖、丹黨に青木氏あり。新記云、小田原北條の時、廿五貫文、蘆苅庭、松田左馬助領せしより、役帳に見えたり、溜池、村の西にあり、鯉ヶ久保の名を負へり、長さ百六十六間、幅廿五間より五十間許に及べり、川崎村廿五貫文、三田彈正少弼領せしよし、役帳に見えたり。

名栗川 入間川の遠源なり、上名栗村妻坂峠に發し、東南流、下名栗の溪水を容れ、原市場に至り、以下東流、飯能の南を過ぎて、前香貫（加治村へ入る）に於て成木川を容れ、黑須に至り桂川を容る、以下北に折れ、專入間川と呼ばる、水源より黑須に至る凡七里。

飯能 （判乃） 今飯能町と稱す、或は判乃に作る、中山、小岩井、小瀨戸等を合せ、人口六千五百、名栗川の緣岸に居り、入間川驛の西凡三里、山間の大邑とす。秩父郡大宮郷より、東京へ來往する捷路にあたる。新記云、飯能村は加治領に屬す、縄市あり、毎月六の日十の日市を立てり、その始めは山あひの村民、縄筵を第一として賣買し、或炭薪を出せしが、今は青梅縞、絹太織、米穀等に至るまでも交易す。○飯能の邑中久下分、（久下分） 眞能寺てふ字あり、久下分とは郡家分にて、古の高麗の郡家にあらずや、また眞能寺地藏堂「建武五年九月三日禪覺敬白」と刻する板碑あり。

有久下分之內、從長瓦根山、至深澤山、堅被立林候、下草にても苅取者有之者、野共相押、其身をば搦取、瀧山引來、可遂披露旨、被仰出者也、仍狀如件、

乙亥（天正三年）十一月十九日、長野奉

諏訪明神社、今棟札の寫あるのみ、其文に曰「大檀那加治菊房丸、助願檀那平重清、同菊房丸祖母昌忠、永正十

三丙子、初冬十一日」又其一に曰「獻尚寄贈興之事、本願智觀寺住僧法師靜圓、大檀那加治勘解由左衛門吉範、當所諸檀那、代官小平左衛門、庚申坊、于時天正十二年七月吉日」（甲申）七種要圖、時寶に判乃氏あり、飯能は舊判乃に作りしを想ふべし

多峰主山（タフノス） 新記云、多峰主は飯能村の乾にあたり、飯能の宿を距ること凡十八町、村地より漸く登る、路を攀て松樹行をなす、山中すべて松多く、雜木之に亞ぐ、山麓の東邊に能仁寺あり、山頂に黑田豐前守直邦の葬碑あり、その右の傍に太宰純が撰し且書する所の碑あり、又葬地を距ること西南百歩餘に値り、繭岩と稱する盤石あり、要するに山中すべて嶮岨多く、此岩上就中嶮岨（ケン）いと廣く、東西南北渾て一點の遮るものなし、能仁寺は武陽山と號す、曹洞宗にて、文龜年中、斧屋文達禪師開祖にして、弘治三年丁巳寂す、開基は丹治中山勘解由左衛門尉直實なり、此寺初め五石の御朱印なりしが、寶永二年改めて十字を加へて、五十石となれり

（能仁寺）

中山（ナカヤマ） 飯能町の東北にして、古は加治郷中山と稱す。

中山氏は丹治比姓、高麗五郎經家の後とす。（正保圖には此村を中山町と稱し、鄕市も昔は此に在りき）此村は特に天正中まで中山勘解由左衛門家範が居館なり、今智觀寺の寺記によるに、元寛年間、中山氏の遠祖、當國河宗義の孫、丹治武信、初て紀州より此に來り、丹生明神を氏神とす、同寺に古碑二基あり、仁治、永仁の年號あり。○中山氏は德川氏に仕へ、水戸侯の傅たり、中山備前守信吉と云へり、即家範の子とす、信吉の兄を黑田豐前守と云ふ、信吉の傅記は諸書に見ゆ。又智觀寺古碑、仁治のものには、

仁治三年壬寅十一月、當先考聖靈「五十八年忌辰敬、改葬之、同建彌陀三尊佛、一基之石塔矣、

亦丹治中山氏の物ならんも、詳說を缺く。（新記 ○松岸義書、武州舊地考云、東鑑に河越太郎重頼、中山次郎重實、とある中山は、今八王子驛より東西一里半許に在て、上加治につづけり、我丸村と許の方に下りての所也し

原市場（ハライチバ） 今原市場村と云ひ、中藤（ナカトウ）、赤澤（アカサハ）、唐竹等を合併す。飯能の西二里、名栗川の溪谷に在り。昔は日影と云へる山村なりしごとし、近世原市場の名著る。

新記云、原市場は農隙に紙漉を業とする者多し、正保の比は原市場、中藤を并せて日影村とも云へり。（原市場の西は即名栗山にして、今秩父郡の管内とす、山中二里半にして、妻坂峠（ツマサカ）の分水界に云るべし。

（中山）

直竹（ナホタケ） 今南高麗村と改む、原市場の南にして、成木村（今西多摩郡）と界し、東は加治村（前吾那）に至る。石灰岩を採伐すること、成木、小曾木の山々におなじ。

新記云、直竹村に石灰を製す、世に謂ふ八王子石灰なり、富士山あり、山麓に淺間社あり、傍に瀧あり、飛流三丈許、嶮岩突兀、最も幽寂の地なり、登ること八九町、松檜及び雜木生茂り、攀路曲徑最も險し。○羅山文集云、武州高麗郡直竹村、寄林山長光寺者、曹洞下沙門康山之徒、直竹所創建也、爲一邦之名區、然風霜既古、堂宇荒蕪、檀越小野村留部氏忠正者、六獺太忠泊之後也、宿志若姚寞品、遂改造經營、云々

名栗（ナグリ） 今秩父郡の所管にして、名栗村と云ふ、山中の溪谷二に分れ、南なるを下名栗とし、北なるを上名栗とし、其上名栗の北なる界嶺を妻坂（ツマ）と云ひ、即名栗川の水源とす。又下名栗より西へ界嶺をこゆれば、秩父郡浦山村に出で、南にこゆれば多摩郡丹波川に至るべし。

新記云、名栗村は秩父郡に隷すれど、謂ゆる外秩父（ソトチチブ）の一村也、秩父大宮郷妙見社造營文書、「元亨四年、那栗郷分、柱こしをりたるき何木」云々とあるは、この地のことなるべし、地形四角八方みな山にて、一條の谷川あり、

（外秩父）

これを名栗川とよべり、山林廣く、諸木茂生し、杉檜の類其村を出すこと他村に勝れり、しかのみならず運送の津もよければ、これを鬻ぐに常に善價を得れば、却て寛富に營める民多く、土風も自然饒なり、山林の間に燒畑を開くも、水田なし。

吾野（アガノ） 又吾那（アガナ）に作り、中世の保名なるが、今は高麗川の水源に吾野村、東吾野村の名を立つ、古の吾那保は今の越生村、梅園村にも及びしごとし。

新記云、法恩寺年譜によれば、建治二年、越生太郎長經が寺領寄附狀、武藏國吾那保之在家、家野畠山云々と見えたり、此餘承元、寶治、弘安、正應等の寄附狀には、吾那上下として記したれど、是も吾那保の上下ならん、又同書文治四年の條に、吾那讀とのせ、應永四年、享徳四年二度の寄附狀にも、吾那村とあれど、是等は全く田父野翁のまなすにまかせて記せし誤りならん、又郡内堂山村最勝寺所藏、文安三年の文書に、吾那堀之內樑迦堂とあり、堀之内は今堂山の小名にのこりたれば、この邊も元吾那保に屬せし證となすべし、又文和元年の碑銘に、武州高麗郡我那とも刻める者あり。

（吾那）

坂石（サカイシ） 今坂元、南川、北川等を并せて吾野村と改む、秩父の管内なり、いつの頃よりか秩父郡へ入り、今に然り。名栗の北にして、高麗川の水源にあたる、飯能より此に至る三里、更に一里半正丸（シャウマル）峠を以て分水界嶺とす、峠を下り四里にして大宮郷に達す、

新記云、上我野（カミアガノ）七村は秩父郡に隷すれど、古書に或は高麗郡上我野郷と記し、天正十九年、坂石法光寺、並びに高山不動堂の御朱印には、高麗郡吾野之內とあれば、元高麗郡內なること論なし、土俗に又外秩父と云へり。

（上我野）

高山（タカヤマ） 吾野村坂石の北方の嶺頭を云ふ。○新記云、高山村は山の頂に不動堂、及び諸堂社ありて、其あたりに社僧修驗、及び農民等併て四十軒あり、內御師にて百姓を兼ねる者

廿四軒、御師は近里遠境までも配帙するを生業の資とす、耕作實のり悪く、中々に土人の食年分三が一にも足らず、村中井なく、三輪明神御手洗水の清水を汲て、戸々の日用とす、又鷄を飼はず、猪鹿狐狸の類多く、歳中に猿の群り來るもの兩三度、五六百數に及ぶ、不動堂の什寶の唐銅佛器、銘あり「高山寺明王御佛器、弘安二年己卯、六月廿八日、阿闍梨上賢施入之」と彫る、「當山奉籠僧、無極奉納文一篇「夫以高機山長覺寺、幾世深祉哉、所開行基菩薩、靈龜三暦之草創、劇験无雙之靈地也、本尊五大明王、三輪大明神鎭守、護持之靈場、云云　寶德二年七月」。

坂元（サカモト）　今吾野村の大字とす、觀音堂あり。○新記云、坂元觀音堂、これも岩殿の觀音とて、勝景の地なり、堂は盤巖によりて造れり、所謂棧閣と云ふべきものか、三間半に四間半、岩窟は堂後にあり、此邊すべて巖々たる盤岩にて、その中に自然の穴竇あり、穴口高さ二三間、幅二間許、奥行七間許、漸く狭りて幽邃なり、其中程に石龕あり、板石文を刻するもの一枚あり、其文に曰「當寺天性岩窟、自然寶石、因行基菩薩、手刻十一面尊像、自安置此靈地以來、六百五十歳、始立此石門、其結縁者、數百人、具記名字、納此、文和五年丙申二月」とあり、辨天窟、入口幅二間、高さ一丈餘、奥行八間許、自然石の辨天あり、其奥より清泉涌出す、おかまの穴は辨天窟に續く、梯子にて登ると二間許、岩の空豁なる所に、一本の丸木を架し、それを渡りて洞穴に入るに、口狭く匍匐して徐かに入る、稍深くして十間許、辨天窟より出づる清泉、岩間をつたへ北向の瀧となる、六七級になりて水勢十丈許、廠窟は入口幅二間、高さ奥行ともに三間許、此邊に地獄穴、胎内潜り、風穴など呼べる岩洞あり、皆灰汁石也。（灰汁石とは石灰岩をいふ、外秩父より秩父の盆地、及び北多摩郡へかけて廣布す）

我野川（アガノ）　高麗川の上游を云へり、即吾野村の山溪を指して、特に此名あり、小丸峠より坂石、井上を經て栗坪に至る凡四里。○新記云、我野川は一に高麗川と呼ぶ、水源は坂木村の奥、小丸峠より注ぎ出て、南川村を經て坂木村に至る、又一流、北川村の入、岩井澤より涌出して、北川と唱へ、二流落合ひ我野川となり、坂石村を經て高麗川となり、入間郡にて越邊川に入る。

井上（ヰノウヘ）　今長澤、白子、虎秀、平戸等を合せ、東吾野（ヒガシアガノ）村と云ふ、坂石の東にして、入間郡管とす、其溪澗は即高麗川にして、或は吾那川の名あり。埼玉縣村名志云、平戸（ヒラト）の小地名に、勝小舟（カツコノギ）と云ふは、北條役帳に鞨鼓舟とあるにあたる。

白子（シラコ）　今東吾野村の大字とす。○新記云、白子の白髭社、村の鎭守とす、永祿七年、當社造營の棟札に、大石孫二郎殿、百姓衆とあり、長念寺、清流山と號す、曹洞宗、寺領のことにつきて、大石源左衛門定久の定書あり、左のことし、

長念寺、寺領之主貢無之候、志可納之、於向後、不可致難澁候、門前之者共も、寺家へ能能、可走廻也、天文十二年七月朔日、

又北條家の奉書あり、

廿貫文　　白子村、深澤共、

右者武州白子村、大石隼入所務仕來之場所、不殘被宛行候、御直印者、追而可被遣之旨、可彼相心得候、依而如件、

天正七年己卯三月三日　松田尾張守憲秀（花押）
山口郷左衛門殿

高麗郷（コマ）　和名抄、高麗郡高麗郷、訓古萬。○今高麗村（高麗本郷てふ大字のころ）高麗川村、高萩村等にあたるごとし、即上總郷の北、麻羽郷（入間郡）の南にして、西は吾那保に至り、東は安刀郷（入間郡）とす。

續紀、天平勝寶元年、背奈王福信、從四位上、改本姓、賜高麗朝臣、云云とみゆ、又七黨系圖、丹の黨の内、高麗五郎經家、正平、觀應の頃、高麗彦四郎經澄、その餘同氏のもの、足利將軍より賜りし文書あり、史料に供せらる。

栗坪（クリツボ）　今新堀、本郷、高岡等を合せ、高麗（コマ）村と云ふ、東吾野の東にして、飯能町の北一里、小峠嶺を隔てたり。永祿役帳に載せたる、にれき、横手等は今高麗村の大字とす、又日和田山あり。○新記云、栗坪は御入國以來、御料所代官大久保石見守、慶長二年、高麗本郷にありける陣屋を、當村に移し、又民戸もそこばく移り來て、軒をつられて居をなすこと、二町餘なりしかば、彼本郷にありし時の名を以て、こゝを高麗町と唱へ、月ことに四八の日を市日となして賑ひしに、元文二年、代官在住のこと止みて、江戸へ引揚たり、その後當所の市も漸く衰へて、終に廢せりと。

高麗大宮（コマオホ）　今高麗村大字新堀（ニヒホリ）に在り、大宮大明神と稱し、近世に至るまで、高麗一郡の大祠たり。俗に白髭（シラヒゲ）明神とも云ふは、其故を知らず、蓋若別高氏の祖廟也。

新記云、高麗大宮は清乘院大宮寺と號す、社傳に曰く、靈龜二年、高麗王を始めとし、千七百七十九人の高麗人、當郡に來住し、土地を闢き耕作の業を營む、天平二十年、高麗王薨す、即其靈を祀り、高麗明神と崇む、又これを大宮明神と稱ふ、王薨ずる日、鬚髮共に白し、仍て白髭明神とも祭らしむと、按するに、續日本紀に、從三位高倉朝臣福信は、武藏國高麗郡の人なり、本姓背奈、其祖福德、唐將李勣に屬し、平壤城を拔き、國家に來歸し、武藏に居る、福信は即福德の孫なり、云云とあり、社傳の高麗王は、福德がことか、或は其子などなるも知るべからず、別當大宮寺は、高麗王の子孫にて世々社司たり

しに、久延二年、岡城寺行尊、同國の頃、社司右京進が家に止宿し、其折柄の勸めに因て、竟に修驗の道に入て、名を麗純と改む、是より第六世永純が弟出家し聖雲と號す、下野國足利郡鷄足寺に住せしが、建暦元年より承久二年まで、十年の間の心願にて、大般若經を書寫し、本社へ納めたり、聖天院の境內なる高麗王塔は五輪にして、墓石の四面に佛像を刻したれど、形容分明ならず、總高さ六尺五寸、墓石の面一尺六寸五分、此石塔の前に池あり、闊さ十五步許、土人高麗殿の池と云ふ、又其より少しく東によりて井あり、之を高麗殿の井と云ふ

聖天院 近世高麗山勝樂寺と號す、天正十九年、寺領十五石の御朱印を賜ふ、當寺古は大坊なりしといへど、寬永年間回祿に罹りて、什寶古簡悉く烏有となりて、草創の事實年代等總て知るべきものなし、但し今寺寶とする文應二年の鐘銘に、當寺號を載たれば、古き建立なること知るべし、中興開山僧秀海、示寂の年も詳ならず、新堀村に屬す、陣場とは聖天院の東、高麗川の西の方を云ふ、鎌倉物語を按ずるに、永享十二年の頃、上杉修理亮、相州の守護として、高麗寺の下德宣に陣をとるとみえたるは、正しく此地なるべけれど、今その名所を失して詳ならず、高麗寺と云ふは聖天院のことなるべし、今按、永享亂の時の、高麗寺德宣と云ふは、相州大磯驛の邊に在り)

武州高麗勝樂寺、奉鑄鐘長二尺七寸、

諸行無常、是生滅法、生滅滅已、寂滅爲樂、

文應二年、辛酉、三月日、

大檀那、比丘尼信阿彌陀佛、平定澄朝臣、大工、

物部季重、

又山口村勝樂寺にも、古鐘銘の寫をつたへ、山口なるは蓋高麗の別院などにや

新堀 今高麗村の大字とす、中世堀塞などを營みけるより、新堀の名を命ぜしにや、元は高麗本郷の分域內なり。新記云、新堀村甚助は今町田を氏とすれど、本は高麗氏にて、七黨系圖、丹治北高麗五郎經家の後なりと云ふ、經高麗□四郎經澄、同四郎左衛門季澄、同掃部助淸義等、世々軍功ありて、足利將軍より感狀を賜ひしとて、今も文書十四通あり、中に白旗一揆、又北白旗一揆など、黨名を分ちし者もあり。

高麗彥四郎經澄軍忠事、

一去年(觀應二)八月下給鎌倉殿御教書、馳越下野國宇都宮、致忠節畢、

一藥師寺加賀守入道、宇都宮下向之間、遂對面、可令誅伐上椙民部大輔之由、條々致談合畢、

一同十二月十七日、於鬼窪揚御旗畢、

一同十八日、自鬼窪打立、府中龍円之處、同十九日、於羽禰倉合戰時、難波田九郎三郎以下凶徒等、打捕候畢、

一同夜於河須垣原、取陣之處御敵吉江新左衛門尉寄來間、致散々合戰、藥師寺中務丞、令見知畢、

一同廿日、押寄府中、追散御敵等、燒拂小澤城畢、

一同廿九日、於足柄山追落御敵等畢、

一今年正月二日、馳參伊豆國府、于今御共仕畢、

右軍忠之次第如斯、

正平七年正月日

武藏國高麗郡、等被年貢、法華代官、高麗三郎、長井斤定使給物、且所詞下也、任問注旨、不日可沙汰渡給人、於年々未進者、當年切發分者、令結之、可遂結解之狀、依仰執達如件、

貞治二年六月廿五日　沙彌(花押)

北方地頭、高麗彥四郎殿

日和田山 高麗村の西北嶺にして、東吾野村、山根村へも跨がる、入間の一方峰なり、(新記云、日和田は山頂に至るまで十五六町許、絶頂に享保年中、聖天院三十五世隆敬が立たる寶篋塔あり、其下に金毘羅社、秋葉權現社あり、又その南にあたり、山腹に古塔の破碎せるものあり、銘文に「貞和第四戊子、十一月十一日、比丘□□立」と仄に見えて、只其石のみ全し、按山の中腹より下は、杉松及び雜木生ひ茂りて繁囲し、それより上は峻巖險路にて、匍匐して登る所などもあり、或は東の峯を雌日和田と云ひ、西の峯を雄日和田と稱す、此山は郡中第一の高山なり、絶嶺よりのぞむところ、遠山群嶺、若々蒼々として、東觀西眺眼に遮るものなし、只西南の間に、兀然として聳えたるものは、富士山なり。)

横手 今高麗村の大字にして、日和田山の南麓にあたれり。

就代替、刈形出候事、横手村代官職之儀、相任候、非不入之事、心得候、百姓等退轉様に、可申付候、用所之時者、人馬以印判可申付候、横合等之儀、不可有之者也、依如件、

己巳霜月廿四日(永祿十二)　憲秀(花押)

山口郷左衛門殿

高麗川 水源は正丸峠(小丸にも作る)に發し、吾野山中を流るるを以て、吾野川とも云ふ、坂石等を過ぎ、高麗村に至り、北に轉じ、以下曲折すと雖、大抵北方へ向け、坂戸村の北に於て越邊川へ入る、長凡八里

〔新記云、高麗川は七八或は四十八瀬と云ひ、砂利川にして急流なり、上流に至るほど巖石及び石礫多し、平水は僅に淺深とも、大抵入間川に相等し、水かさ増るときといへども、筏流しのみにて、通船なし

平澤 今鹿山、野々宮、田波目、高萩などを合せ、高麗川村と云ふ、栗坪の東北に隣れる村落なり、(〇入間學會報告云、平澤村發堀の石棒を檢するに、長三尺一寸六分周九寸三分、圓なり、其質は秩父石にて、最精巧なり、兩

(鹿山)

端に乳房の如きものを着け、全形を備ふ。○永祿役帳に高麗郡賀山、平澤等は三田彈正知行の由見ゆ、賀山は廼山に同し。

高萩(タカハギ)

今高萩村と云ひ、女影(ナンナカゲ)、大谷澤(オダニサハ)、田木等を合す。栗坪の東一里半、鹿瀨より坂戸に達する道路にあたる。

新記云、高萩村は家數百軒、地形平坦にして、八王子より日光山往還の宿驛にして、昔は二七の日に市立したりとて、小田原殿北條家の古文書あり、駒形山彌勒寺は、また萩之坊と號す、本山派修驗なり、本尊不動、神變菩薩の作、木像長七寸、永久年中、前大僧正行尊諸國游歷の時、こゝに高安と云ふものあり、行尊に從ひ法を學び、名を行安と改む、行安また法を高岳に授く、長寬年中、高岳一宇を建立す、行尊は京都聖護院第二世にて、諸國名山靈地修行し給へしとなり、又寺寶聖護院宮道興准后筆一軸、文明十九年巡國の時賜ひしと云ふ。

定市之法度　　高萩新宿

二日、七日、十二日、十七日、廿二日、廿七日

一押買狼藉、喧譁口論、堅令停止事、

一國質鄕質、不可取事、付市之日、借錢借米、不可催促事、

一爲新宿間、一切可爲不入、但於他鄕、前々役致來者、其所を明、當宿へ來而有之者、不可置、若置候者、可勤其役事、

天正十一年癸未十一月　　山角上野介

永正十六年、績假金剛王院寄附狀の中に、武藏國高萩左十一貫文とありて、北條早雲より其子菊壽へ給與したる采邑とす、是は駒形山彌勒寺を兼帶せる安堵狀なり、又永祿役帳、幻庵(菊壽)知行の中に、高萩を載せずと雖、馬引澤、大谷澤等は彼帳に見ゆ。

高麗原(コマ)

今高萩村四近の平郊を指したる名にして、女影原と云ふも、此中の小名なるべし。新記云、高麗原とは今の新堀村の邊より、南北十三四丁、東は的塲村まで二里半許、渺々たる平原なりしといへり、按ずるに靈龜の前、此郡を置かざりし昔は、草昧茫々たる閒地にて、高麗郡と云ふも恐らくは入間郡の分部ならん。

高麗彥四郎經澄申軍忠事、

一右去閏二月十七日、將軍家御發向之間、自鎌倉令供奉訖、

一同十九日、自谷口御陣、屬于藥師寺加賀權守入道[　]、同廿日、於入見原致散々合戰、通畢訖、此等次第、鬼窪彈正左衛門尉、澁江左衛門太郞、於同時合戰、令見知者也、

一同廿八日、於高麗原、爲執事御[　]、於東[　]崎最初合戰致戰、若黨原七郞子貞、被槊右股之條、此等次第、同部彈正左衛門尉、鬼窪左近將監、令見知候訖、仍軍忠次第如件、

正平七年三月」

八文字一揆、高麗四郞左衞門尉季澄軍忠事

右去二月十七日、武州御發之時、令御共、同廿日、金井原御合戰之時、藥師寺加賀權守入道、令同道、致散々大刀討了、同廿八日、於高麗原抽戰功了、爲備後證、着到如件、

觀應三年五月日」

入見原着到、朝夕新曾彥太郞光久謹申、

右者、觀應二年七月廿八日、自石山寺御出、于時江州小野、大學寺、醍醐、八相山、佐田山、伊豆國府、御供畢、於鎌倉者、閏二月十七日、武州御發向之間御供、人見原、入間河原御合戰之御供仕候、(中略)觀應三年三月八日」

今按、高萩は小手差原(北野)と相距る四里、往時の上州信州通路は、實に此間を往來せり。然れども二月廿八日、小手差原、高麗原、入間河原、三地名を擧げ、各合戰ありし事、既に其證左あれど、三地の異同につき、疑惑を免れず。此三地は南北に直走する一路の經由する所にして、左右の翼地に非ざれば、三地一時の開戰とは爲し難し。又四里の行程に、一日再三戰とも想はれねど、追擊退推の例もなきにあらざれば、暫一日三地に轉戰したりと假り定めて、後の識者にまたんのみ。又神明鏡によれば「觀應二年、(今按、今年閏月なし、三年の誤りにて、即文和元年なるへし)閏二月廿日、新田兵衛佐、同武藏守、鎌倉へ責上、將軍與新田、於武藏國府原合戰、尊氏打勝、同廿八日、信州幸坂宮、並新田武州、高麗原合戰亦尊氏打勝」云云。

女影(ナンナカゲ)

今高萩村の大字とす、多摩郡府中にも女影原古戰塲の說あり、合考すべし。○新記云、女影村内に千丈池と云ふ池あり、是は此地古戰塲なれば、ただちに戰塲が池と號せしを、後世文字をかきかへしと見ゆ、東鏡、承久三年六月十四日、宇治橋合戰討死の中に、女影四郞と出し、注に武藏と書きたり、是恐くは當所の人にして、在所を氏に名乘しならん、其地は江戶より十二里の行程にして、東の方高萩村につゞけり、太平記に、建武二年七月、相摸次郞時行大將として、三河入道照雲、滋野一族、信濃より起りて、鎌倉を襲はんとして、路こゝに出る時に、鎌倉方にて澁川刑部、岩松武藏など、女影原に於て合戰しけるが、戰ひ敗れて二人ともに自害すと云々、其舊跡は宿の北なる原野なりしとぞ、北界は鹿山村にて、かしこにも旗塚とおもはるゝもの、數多今に存せり。○梅松論云、建武二年、天下彌不穩、七月の初、信濃國諏訪の上の宮の祝、安藝守時繼が父、三河入道照雲、高時の次男勝壽丸、相摸次郞と號しけるを大將として、國中をおびやかすよし、守護小笠原信濃守貞宗、京都へ馳申す間、御評定にいはく、凶徒木曾路を經て、尾張黑田へ打

出べきか、しからば早々に先御勢を尾張へ差向らるべきことゝなる、かゝる所に、内徒はや一圓を相從へ責上る間、澁川刑部、岩松兵部、武藏女影原に於いて、終に合戰に及ぶといへども、過半討たれければ、澁川刑部、岩松兵部両人自害す、重て小山下野守秀朝發向せしむといへども、戰負にければ、府中に於いて、身[illegible]自害す」。(女影原、[illegible]、[illegible]「[illegible]集に、「武蔵[illegible]」[illegible]、武州狛爾、三枝之山、長松禅寺、[illegible]、云々と、女影にはヲナゲと仮訓す、[illegible]。

安刀郷

[illegible]入間郡安刀郷[illegible]今[illegible]上戸(名細村)的場(高麗村)、及び三芳野村なり。入間川西岸に據し、高岡にあたれり、上戸と同じ安刀の訛にして、小坂を大坂と稱するに同じ、舊上戸を安刀とすべし

的場(霞ケ關)

今霞ケ關村と合せ、[illegible]を改む、高萩の東にして、川越の西一里、(俗説、此邊を當國の歌名所、霞ケ關の地と云へり、[illegible]、[illegible]せらる)

新記云、的場村、相傳ふ、昔大道寺氏、隣里上戸在城の時、此邊に的場的築を築く、故に村名にせりと、又此邊は當國の名所、三芳野の里にて、今も小名に三芳野と呼べる處あり、又三芳野塚もありこれり、塚は村の長に當り、隆田の中にあり、周り三四十間、高さ三間餘、塚上には雑木生ひ茂れり、これ[illegible]三芳野の[illegible]の基本にして、今川越の城中に鎮座せる、三芳野三神の舊地なりとも云ふ、初雁塚は三芳野塚の西三丁ばかりを隔て、これも隆田の中にあり、高さ二間許り、周り六間ほど、塚上には雑木生茂れり、古昔在五中將が「三芳野の田面の雁もひたぶるに君が方にぞよるとなくなる」と詠ぜし所とかや、これら野[illegible]及び此所あるをもて見れば、三芳野の古跡は、實に當所にして、今の川越の三芳野は、全く之を寫せしなるべし、此外[illegible]名の塚凡三十ばかり畠中にあるも、土人すら其所以を知らず、又[illegible]池は櫻の池ともいへ、池形恰も[illegible]の如し、今は水田となれり、凡三畝ほど、三芳野塚の[illegible]にあり、法成寺[illegible]なり、土人の傳へに、[illegible]の初めて[illegible]とき、必此池を[illegible]すること三[illegible]にして、[illegible]て鳴くといへり、又[illegible]いへることは、[illegible]の影水中に浮べる故に稱する由、土人の[illegible]なり

上戸(三芳野)

[illegible]的場の北に隣り、今鯨井、小堤、小坂、[illegible]、吉田等を合せて名細村と改む、[illegible]俗説、此[illegible]の親里なる三芳野なり[illegible]綜合[illegible]、上戸、[illegible]は本[illegible]、和名抄入間郡安刀[illegible]、是歟。安刀[illegible]して[illegible]、[illegible]に的場[illegible]、[illegible]故名を小[illegible]、[illegible]三代實錄に[illegible]に、一神別(山背國)阿刀宿禰、[illegible]饒速日命之後也と云ひ阿刀氏は物部同族の家たり、[illegible]本郡に物部天神社を祀ること、延喜式に載す、[illegible]三芳野天神は即安刀氏の[illegible]にやと覺ゆる。これ安刀氏この入間[illegible]三芳野里に來住し、或は郷名に安刀(上戸)とも云ひ、而も故郷名を三芳野なれば、[illegible]者は、三芳野天神社址は、的場につたへ、何の[illegible]か、川越へ[illegible]移さる、伊勢物語に「すむ所なん入間の郡みよしのの里なりける」と云ふ。

新記云、高麗郡上戸は上六戸とも書す、今の川越城の西一里、入間川の[illegible]を隔てゝあり、もと川越三芳野里と云へるは此地なりしにて、由[illegible]は大[illegible]、當社は上戸鯨井、的場の三[illegible]にして、社は[illegible]し、其下は[illegible]にして[illegible]なく、[illegible]のみにて[illegible]なり、又西につゞきて丸山と云ふ、るは昔の跡なりと云ふ、此處も草木茂生して、上戸[illegible]の跡あり、又當社の古鏡、今川[illegible]の[illegible]にあり、[illegible]に移せしや其由來を傳へず、銘文の[illegible]に曰「一[illegible]國河越庄、新日吉山王宮、奉鑄推鐘一口、長三尺五寸、大檀那平朝臣經重、大勸進阿闍梨圓[illegible]、文應元年、大歳庚申、十一月、[illegible]治久文、大江[illegible]重」云々と、又常樂寺は川越山と號す、時宗にて、開山遊行三代眞教智得上人、中興開基大道寺駿河守なり、樓門の内本堂前に、凡て花木のみあり、春時賞作なり、[illegible]上人其寺を開して三芳野道場と云ひ、又河越の書城跡なりと記せり、[illegible]河越城は昔へ上戸村に在りと云ふにより て、今其地につきて[illegible]するに、舊蹟とおぼしき事少からず、然らば當城[illegible]は上戸にありしを、後又今の所へ移せしならん、小田原記に[illegible]より移りしといへどいかがあるべき、古[illegible]に[illegible]せたる、河越太郎重頼等の事跡、及[illegible]南方紀傳、[illegible]等に、正平十二年、[illegible]一揆[illegible]して、[illegible]河越の城に籠るといひ、武家日記に、應安元年六月、[illegible]一揆河越の舘に引籠るとあり、又[illegible]草紙に、上杉[illegible]、寶德の頃、[illegible]して[illegible]と號し、河越城に居せしなど云へり、昔上戸村舊蹟のことなら[illegible]、永禄役帳、田澤氏考證云、川越三十三[illegible]の一なる上戸は、川越より凡一里許西、元川越、古へ[illegible]の里なり、今の川越は上戸村よりうつしたる也。

小畔川

[illegible]の北なる中山、宮[illegible]の邊なる野水を源とし、[illegible]の細流、[illegible]、[illegible]間にて相會ひ、稍大なり。上戸の西を過ぎ、平塚に至り、越邊川、入間川の交會に復合す、長さ四五里にも及ぶべし、

鯨井

今名細村と改む、上戸に合したり、永禄役帳に、鯨井大竹百四十二貫文あるは此なり。同書に下小坂六十二貫文、小堤二十九貫文、吉田[illegible]三十八貫文などある、皆此邊の村落とす。

横沼

今[illegible]、小沼等を合せ、三芳野村と改む、上戸の北にして、入間、越邊の二[illegible]交會の西岸にあたる、

堤防を以て稲田を保護す。正嘉元年、大慈寺領、入東郡横沼郷と、古簡に見ゆるは是なるべし。〔新編相模風土記稿〕又東鑑に、武州横沼堤の修理の事見え、是は横の武蔵とも疑はる、されど此地の築堤治水は、鎌倉殿の特命たるべき土功を起すべきにもあらず、再考を要す。貞永元年二月、武蔵國榎沼の堤大破により、作田せしむべきの由、便宜の地頭に達し、尾藤道然、石原経景等、奉行として彼の國に下向す、諸家の領内、百姓一人を濁さず催し具すべし、在家別に俵二つ充つべし、二月よりこれを始め、自身其の所に行き向ひ、沙汰を致すべきの旨、命を含む、〔東鑑〕云々。

麻羽郷（アサハ）

和名抄、入間郡麻羽郷、訓安佐波。○今坂戸の邊をいふ、坂戸村に淺羽の大字のこり、入西村、鶴島村、勝呂村、大家村、四角村等に渉れるならん。即安刀郷の西北、高麗郷（高麗郡）の北にして、高麗川の東西兩岸に居り、北界は越邊川に至る。

新記云、今入間郡に淺羽村あり、又淺羽郷と唱する所は凡て十村、淺羽庄と號する所凡て五村、其餘高麗郡内にも權令村、新町村の邊に、此庄名を唱ふ、東鑑、淺羽氏の人あまた出で、多くは武藏の人と見えたり、太平記にも児玉黨に淺羽氏の人を載たり、後世子孫連綿たりと見え、當時氏人の多く居住せしこと知らる、北淺羽村満福寺の正八幡宮由來に、當國児玉黨の庶流、淺羽小太夫行成に賴朝に仕へ功あり、當郡兩淺羽、長岡、小見野、粟生田等の地を賜ふ、云々。〇夫木和歌集に、武藏名所のおきはしを、武藏國と註したるは此なるべし、万葉に見ゆるは元歌なるが、其實を詳にせず。

勝呂（スグロ）

今塚越、石井、島田、赤尾の四村を合せ勝呂と云ふ。横沼の北西に隣り、越邊川を以て北東の二方を限る、其大半は即比企郡管とす。勝呂は又勝の一字に書し、或は須黒にも作る、中古の郷庄名とす。（勝）

新記云、入間郡塚越村住吉社の永享元年の棟札に、武藏國入西郡勝呂郷とみえ、小田原役帳に勝の内云々と記したり。又同國雜記に「勝呂といへる所に至て、名に聞えし勝など尋て讀める、旅ならぬ都もやつれて武藏野や勝呂の薄着におれにき」とあり、今はこの紀行にしるせる如く、勝呂と書せり、又東鑑に須黒兵衛太郎、承久の亂に討死せし由を載す、是文字は異なれども則勝呂にて、この處より出たる人なるべし。

塚越（ツカコシ）（須黒）

今勝呂村の大字とす。新記云、塚越、村名の起りは村内西の方に古塚あり、北條役帳に「伊丹右衛門大夫、十九貫、入西勝之内、大宮内、藤井共、引移地」とあり、今村の小名に藤井と云ふあり、且村内住吉社は此邊の大社にして、社傳に古へは勝呂大宮とも唱へし由なれば、此所のことゝすべし。

石井（イシヰ）

今勝呂村の大字とす。〇新記云、石井村は川越城より北に當りて三里を隔つ、秩父大里の方へ行く路にて驛家なり、北條役帳に「駒徳軒四十貫文、勝之内石井村、太田大炊亮四拾貫五百文、勝之内石井村」と載す、大智寺は新義眞言宗、龍護山寶相院と號す、寺領二十石の御朱印は、慶安二年賜はれり、思ふに此寺地は勝呂氏の舊宅居住なるべし、境内のさまいかにも古蹟と思はる、されど是らのことは口碑にも傳はらず、又宗福寺、寺領十石、慶安二年よりの御朱印なり、其文に「石井村宗福寺、阿彌陀領」とあり、禪宗曹洞派なれど、開山の碑に見ゆる所は「相當寺傳弟子救覺三回忌、文和五年」の文字明かなり、又開基勝呂豐前守と傳ふ、古碑に康永二年、觀應二年、又延徳二年妙全禪尼とあるもあり、堀之内とは宗福寺の邊をいひ、勝呂豐前守が宅地は詳ならざれども、永禄の頃此所に住し、小田原北條役帳に載するが、先祖の住みし所は大智寺の邊にて、其後いつの頃にや此堀之内に居を移せしなるべし、七黨系圖に、兵衛尉家恒が子に須黒太郎恒高あり、是東鑑に載る所の須黒兵衛太郎がことにて、承久の亂に討死せし由見ゆ。

坂戸（サカト）

今坂戸町と云ふ、人口三千五百、入間郡西方の大邑にして、高麗川の東岸に居る。八王子、日光街道より松山、熊谷に往來する捷路とすれば、小驛家を爲せり、川越へ二里半。

新記云、坂戸、勝呂郷淺羽庄に屬せり、村名の起りを尋ぬるに、帳中の頃、坂戸判官教明、住せしより始れる由を云ふも、坂戸教明のこと、據とすべき記錄なければ、今よりは考ふへからず、此地は小田原及び八王子の二城より、鉢形、或は上州廄橋へ往來の驛なりしを、今小名に殘れる坂戸の地より、百姓三十九軒を、天正十二年、大道寺駿河守愛へ移して、新に驛を開けり、其後追々家居をなし、今の如く驛とはなれり、村民農業の暇には、絹紬の類を紡績し、市へ持出て、生業の資となせり。

淺羽（アサハ）

今坂戸村へ合す。〇新記云、七黨系圖に、有道遠峰が孫、出行が子を入西三大夫資行と云ふ其子を淺羽小太夫行業といへり、この入西は入間郡の西の方にして、則この邊をいへば、行業この所に居て、初て淺羽を名乘しなるべし、是等の人の年代は定かならざれど、古き世のことなり、東鑑にも淺羽氏の人々また出で、太平記にも児玉黨に淺羽氏の人を載せたり、土人の說に、昔は淺羽左近將監と云へるが、此地を領せしと傳ふれど、正しく定かなるを知らず、村の中程の丘上に「慶長二年壬子、三月敬白」一脇に「大旦那安部左吉、井長田守行」と彫れる古碑一基あり、安部長田なんど何人なりや詳ならず、土居權現は、高さ一丈五尺、方七八間許の塚の南面を、深さ八尺程高七尺程、溝の如くに穿ち、三方は石を疊て垣とし、屋の裏には長一丈許、文字なき失へる古碑を東西に渡し、茅を以て覆屋を設け、内に丈二尺八寸なる、悪美須の如き坐像の樣を、石にて作れるものを神躰として

置けり、こは何等の神にて、何の頃鎭坐せしや、土居の神號も詳ならず。されど此塚上に淺間の小祠を置き、傍に凡六間の老杉一株あり、塚の様は疑ふべきもなき古墳なり。

粟生田（アハフダ）今坂戸村へ合す。（新記云、法恩寺年譜、康暦元年の條に、粟生田彦太郎直村と見ゆ、其外粟生田郷と載たる長享三年文書あり、淺羽村土屋神社に「武州入西郡粟生田上村、土屋宮、當住算日、永正十年酉」と彫たる金口を掛たり。）

片柳（カタヤナギ）今坂戸村へ併せらる、弘安元年、岩付道愛木鎭注文に、武藏國小泉郷片柳村とあるは此なるべし、足立郡にも同名あれど、決め難き歟。

鎌倉五大堂明王院所藏文書曰、大慈寺[illegible]釋迦堂領、武藏國横沼郷事、任[illegible]數書之旨、武田下野守相共、[illegible]所、還片倚長門入道禪誠、[illegible]下地[illegible]寺家[illegible]、仍渡状如件、貞治三年六月、[illegible]、此文書なる片倚氏は、横沼郷の近邊にあるにより、入間郡と定めらる、又回國雜記に、文明十七年の[illegible]、甲信に入りしが、更に後國を出て、當[illegible]片柳に至る[illegible]とし、ほい縁になりて[illegible]はけに春のくるて、片柳かな、[illegible]よみすてて、[illegible]の方へ、上州に赴けり、其甲州を出て上州に向ふにて、是も此の入間郡たるを知るべし。

臑折（スネヲリ）今藤金、[illegible]田、[illegible]木などと相合せ、[illegible]村と改む、坂戸の南にして、高萩村に接し、近世は高麗郡の管内なりき。

戸宮、藤金、臑折に、いづれも永祿の小田原役帳に見えたり。

森戸（モリト）今四日市場、萱方、成願寺、厚川等を合せ、大家村と改む、坂戸の西南に隣り、高麗川の南岸に沿ふ。新記云、森戸村は今淺羽郷松山領と唱ふ、僅少なれど宿驛のごとし、熊野社を村の鎭守とし、慶安三年、御領十石の寄附あり、別當大德院は三宮山と號す、本社の傍に觀應二年の銘ある石碑あり、永祿役帳に、三十貫文河越森戸と載す（多波目百四十六貫文も役帳に見ゆ）圓覺寺傳宗庵文書曰、奉寄進、武藏國入西郡、粟生田郷上村之内、窪田二段、并厚河郷末松名之内、田二段、畠一所事、任淺羽淨願寺塔頭、最華庵主、寄付之旨、圓覺寺傳宗庵江、固爲寄進之状、如件、寛永十七年庚辰、五月三日、前安藝守貞春（花押）按ずるに入間郡粟生田村、及び厚川村あり、淨願今は成願に作る、淺羽の隣村成願寺村にあり、末松名の地詳ならず。

（厚川）

萱方（カヤカタ）今大家村の大字とす。（新記云、關東古戰錄に、入間郡の住人淺羽甚内成安兄弟、天正十二年、北條方に加り、金山、館林の城を責めし時、成安家内者として、大に功ありと、云云、今成安の塁址と云ひ、纔に空地と成て殘れるのみにて、當萱方村に屬す）

四日市場（ヨッカイチバ）今大家村の大字とす、（新記云、四日市場村、往古月毎に四の日を以て市を立て、隣村市場も、中古までは九の日に市を立てたり、局符村に屬する慶長十七年の本帳に、入西郡用門之内、九日市場、と載たり、此をもて見れば、往昔は高萩及び隣村を合せて、四九の日に市をなせしことなるべし）

北淺羽（キタアサバ）今[illegible]場、[illegible]、今田等を合せ、入西村と號す、坂戸の西、高麗川と越辺川との中間に居る、[illegible]、[illegible]寺、澤木、竹内、小山等、皆[illegible]役帳に載する村名なり。

新記云、法恩寺年譜錄「康永三年甲申、貝建武二年二月寄、北淺羽村[illegible]附、三十貫錢目」云云、淵[illegible]寺、義眞言宗、天德山[illegible]院と號す、相傳ふ、當寺は當所の名家淺羽氏の菩提寺なりきと、又足利尊氏田地寄附の狀あり、其文に曰く、

自元弘到建武、戰死亡卒之幽靈、數萬也、不吊者不可有、円兹淺羽之庄之中、水田十町、畠田十町、永代寄進之、香花灯明誦經等、聊備慰不可有者也、

建武三年七月十三日　源尊氏

其後、永享年中、當所の主淺羽下野守、同左衛門大夫等、鎌倉にて戰死し、其子孫父子細ありて、出て上野國佐野庄の内免鳥城に住せり、云云、古碑客殿の傍にあり、高六尺、幅二尺五寸餘、（此古簡及び古碑は、眞否を詳にせず、猶考ふべし）

有爲[illegible]淺羽小太夫有道行成朝臣、其子孫等、[illegible]後故塡、

（梵字）德治二丁[illegible]月日、七代末孫、丘比[illegible]「[illegible]寬[illegible]」

奉造立也、代牌菩提樹茂、近隆後昆、末覺月朗、遠照幽冥也

此碑近き比まで用水溝の梁に用ひて有し者、見出して爰に移し建つと、傍に貞治三年甲辰の斷碑あり

小山（コヤマ）今入西村の大字とす、（新記云、北條役帳、千由長[illegible]部知行小山、十六貫文と見ゆ、又八王子北條氏より當村へ出せし文書一通を載せ、入西を仁西に作る、

仁西之郷之内、小山之村[illegible]錢、貝虎御印判、從何[illegible]庭、當[illegible]河越[illegible]中[illegible]、理に召仕者、急度御印判之[illegible]、可[illegible]市[illegible]仕問、百姓中早々郷中[illegible]錄、當作可致付旨、[illegible]件、

（仁西）

辛四月晦日　狩野美作守奉之）

善能寺（ゼンノウジ）新記云、善能寺は村名にも呼ぶ、古刹なることは論なけれども、開闢の由來其記錄なければ、詳なることを知らず、或は曰く古禪家の寺院にして、文和年中、[illegible]澤善應入道と云ふ者建立し、夢窓國師を請て開山とせしが、遂に後享德二年に至りて、今の宗に改め、本山四世[illegible]僧未秩を開山に定む、其時寺號をも改めて能の字に書替しと、又當寺にて管する所の金毘羅[illegible]を[illegible]するに、當寺の院號を[illegible]德院と號し、延元二年、郡中若林の村に建立せしを、貞治年中に至りて、[illegible]若林某氏、芳賀伊賀守と爭ひの時、當寺は其火にかかり烏有となれり、云

く、然れば葦原入道が、因向を開山として起立せしも、たくの開山にあらず、菩提寺の墓所、崇徳院を安へ修し、國師を中興の開山とせしなるべし、抑崇徳の院號の證據なきにあらざれど、今川角村に崇徳寺跡と稱する所あり、されば崇徳の字に因み、後世金比羅を祭れるものなり、今曹洞宗に作し、大龍山と號す、北條役帳には善應寺に作る。

金田（カナダ）　今入西村の大字とす、法恩寺年譜、應永四年、將軍氏滿が出せし文書に、「入西郡、淺羽郷内金田、在家一宇、田畑」云云。

川角（カハカド）　今川角村と云ひ、苦林、大類、西戸、箕和田等の大字をも臨し、坂戸の西一里半、越邊川の南北に渉れる村里なり。

大類（オホルヰ）　今川角村の大字とす。〇新記云、大類村は兒玉黨の人なる大類行綱が一族など、土著して在名を名乘しならん、とかく古き村なることは論なし、既に上野國群馬郡谷大類村も、昔兒玉黨大類氏の居住せし地なる由傳へり、又北條役帳に、紫藤晉六、入西郡大類十八貫文と載す、又大類に接する大久保の民家の長位なる者の中に、弘安三年と、應長元年の二古碑あり。

苦林（ニガバヤシ）　今川角村の大字とす、越邊川の右岸にして、善能寺に接す。〇新記云、苦林は土人塚原と稱す、原中に長塚あり、太平記に載する所の、貞治年中の古戰場也、彼記に、芳賀の軍兵苦林野に著き、小塚の上に打上ると見えたるは、この長塚の事なるにや、芳賀合戰の小略に曰く、「貞治の頃將軍兄弟中惡くなりし時、鎌倉の左馬頭基氏、幼少より介抱の親みを思ひ、上杉民部大夫憲顯、一旦高倉禪門に與せし罪を免し、芳賀兵衛入道禪可が越後の守護職を奪ひて、上杉を守護とせしを、芳賀怨みて、宇都宮にありし折から、結句上杉を取立て、鎌倉の執事と成しける故、禪可怒憤りに堪へず、上杉が鎌倉へ越ゆる道にて戰はやと、石に陣取て待ちける處に、上杉未だ來らざるに、基氏はかくと宇都宮へ寄ると聞て、其身は宇都宮に居り、嫡子伊賀守高貞、次男駿河守貞に八百騎を添ひて武藏國へ差遣す、此勢坂東路八十里を一夜に打て、貞治四年六月十七日の辰の刻に、苦林野に著き、小塚の上に打上る、基氏は先に此所に陣取、軍兵雲霞の如く列れり、芳賀伊賀守、舍弟駿河守、兄弟先を爭ひ進て、敵味方互に鬨を造り入亂て戰ふ」云々と、又鎌倉物語に、永享十二年、結城の氏朝、長春院殿の子息春王、安王を助けて、三月十五日、兩大將二手に成り鎌倉を打立、性順は苦林に陣を張り、景仲は入間川に陣取て、馳付勢を待ち居たるなど見ゆ、思ふに此地、當時上野より鎌倉への往還なれば、左もあるべし。

西戸（サイト）　今川角村の大字なれど、越邊川の北岸とす。〇新記云、西戸村は昔は道祖土（サヘト）と書たり、北企郡八つ林村の百姓、治部右衛門は道祖土土佐守が子孫にして、近郷の舊家なれば、若くはこの土佐守などが領せし地ならん。

（道祖土）

箕和田（ミノワダ）　今川角村の大字にして、西戸の西に並びたり。〇應永三十三年尼禪智が法恩寺領寄附狀に「入西郡、越生郷則次名、箕輪田窪田五段事」云々とあり、箕輪田は近世村名に唱へ、窪田はかの箕輪田の小名となれり、又應永四年券狀に箕和田領七貫文とあり。〔新記〕

毛呂（モロ）　今毛呂村と云ふ、川角の西に隣り、其地は瀧之入村と相接するを以て、桂木山下の村落とも謂ふべし。新記云、法恩寺錄に、應永三十三年、越生山城次郎入道妄秀の門族、忠秀、毛呂郷の内四至を限りて、曇秀律師に寄附せしことみゆ、又東鑑に、毛呂豐後守季光云々と見ゆ、此餘毛呂氏の中世の記錄に往々みえしは、昔當所に住して在名を氏とせし人なるべし、毛呂本郷を正保圖には毛呂町と載せたり、今堀之内と字する地を、毛呂土佐守顯季の陣屋跡と云ひ、長榮寺所藏の毛呂系圖を閲るに、藤原氏の族黨にして、太宰權帥季仲が子を（東鑑に孫と云）豐後守季光と云ひ、其子太郎季綱、季綱が子佐渡守秋重の二代をへて、土佐守顯季に至り、其子二郎長吉、後に宗印と號す、子孫聞ゆる事なし、顯季が弟を越後守秋綱と云ふ、當國大谷木に住して在名を名乘る、毛呂土佐守は管領山内憲政に仕へ、憲政沒落の後、北條氏政に仕へ相州下島、稲代、吉田、高橋、武州生野等の五郷を領し、天正十五年十二月卒す、其子太郎（系圖には次郎とあり）長吉も亦氏政に仕へて戰功ありと、飛來明神社、八幡宮と並びたてり、或は毛呂明神とも唱へ、社領十石の朱印を附せらる、社傳に、古へ季綱親王、當國下向の時、氏の神其迹を慕ひて飛來りしにより、飛來と號すと、もとより取るに足らざる說なり、季綱は則毛呂太郎季綱が事にて、親王と稱すべきいはれなし、天正十六年、小田原北條氏より寄附の證文、今社人のもとに傳ふ、其文に、茂呂大明神とのす、これによれば其昔毛呂氏代々の氏神なる事は論なし、又堂山村最勝寺所藏、大般若經の奥書に「延德四年六月、於臥龍山蓬萊神社書寫之」とあり、飛來恐らくは此蓬萊を誤り傳へしにや、八幡山を今も臥龍と呼ぶ。

阿諏訪（アスハ）　今大谷木（オホヤギ）、瀧之入、宿谷、葛貫（クズヌキ）等をも合せ山根（ヤマネ）村と云ふ、毛呂の西にして、高麗村日和田山の北方にあたる、山谷分裂して、形狀摸し難し。

（宿谷）

新記云、宿谷（シュクヤ）村は川越城下より西方五里に在り、宿谷瀧、又信多瀧と云ふ、左右には巖石をもて疊める如き山々連れり、瀨流の兩邊にはいと清らかなる砂礫を布けるさま、夏日も爰に至れば炎熱を忘る、瀧の高さは十間、幅は一尺餘、落口は兩岸峙ち樹木生ひ茂り、幽邃いふはかりなく、景色愛すべし、

（大谷木）

大木谷は昔岩澤村と云へり、爾之觀音堂の鰐口に「大永三年癸未、武州入西郡、岩澤村長福寺」と

形り、又大谷木氏家の坤方の松林に、五輪塔あり、石面に一大和寺入道法圓、[illegible]門、[illegible]十六人、延文五年十一月[illegible]なと[illegible]り。

桂木山（カツラギ）（瀧之入） [illegible]記云、瀧野入(イリ)村に桂木山あり、登り十五町餘、觀音堂、山の巓にあり、千手觀音立像長七尺餘、法恩寺年譜錄にも、[illegible]の時、[illegible]城[illegible]、[illegible]桂木山と名付くとあれば、[illegible]何れ古き堂なるべし、現[illegible]堂内に本尊と同時に[illegible]りしと云ふ木像五軀あり、[illegible]損して全からず、[illegible]の像なるかを知らず、堂に古き[illegible]なく、[illegible]なるが、[illegible]て[illegible]。

葛貫（クズヌキ） 今[illegible]村の大字とす、[illegible]記云、太[illegible]記に葛貫[illegible]と云へる[illegible]、[illegible]の村名なるべし、又[illegible]左衛門[illegible]、葛貫、[illegible]、小名大石[illegible]、[illegible]、數十字あれども讀得ず、僅に嘉元四年二月三日沙彌[□][□]正敬[illegible]と見ゆるのみ。

越生（オゴセ）（今市） 今越生町と云ひ、人口四千、今市(イマイチ)、上野、黒岩、和田、[illegible]の大字[illegible]、[illegible]
[illegible]、錄、承元、寶治の頃の[illegible]に、入西郡越生郷云云とみえたれば、中古よりこの郷名を唱へしことしらる、又應[illegible]

り。

太平記に、越生四郎左衛門[illegible]、[illegible]、抑越生氏は當國七黨、兒玉弘行に三子あり、[illegible]行なり、（年譜錄には倉田孫四郎基行とし、且兒玉惟行[illegible]）[illegible]、[illegible]馬允有[illegible]、早く左馬允有弘の讓狀に任せ、有道有高[illegible]、[illegible]

後小野田氏を稱す）越生乙猿丸、同十九年越生住茂次郎、越生左衛門五郎[illegible]、同十一年越生[illegible]、同三十[illegible]、[illegible]十二年越生左衛門[illegible]、[illegible]安三年越生左衛門[illegible]、寶治二年左衛門尉[illegible]久、又[illegible]十八年越生次郎左衛門尉[illegible]光等の名出たり、

法恩寺（ホウオンジ） 越生村今市に在り、[illegible]越生氏の氏寺にして、應永年中榮[illegible]す、（[illegible]記云、法恩寺、眞義眞言宗、[illegible]三寶院の末、松渓山と號す、昔は報恩寺と書せり、寺記を閲するに、當寺は[illegible]東國巡行の日創建する所にして、最も大[illegible]の[illegible]なり、則行基手づから大日、釋迦、藥師、[illegible]觀音の五軀を造りて本尊とす、保元平治の頃頽廢、[illegible]其[illegible]寺由と呼べり、其後文治年中當所の令たりし、倉田孫四郎基行出家して、瑞光坊と號し、[illegible]、當寺[illegible]事を右大將賴[illegible]、[illegible]越生次郎家行に[illegible]て、堂塔以下[illegible]、[illegible]建久元年の事なり、入間四寺[illegible]、今寺に存する古[illegible]、近世は朱印地二十石を附せらる。

[illegible]武[illegible]入西郡、越生[illegible]之内、[illegible]所者、[illegible]代[illegible]、法恩寺住持[illegible]少僧都[illegible]、[illegible]代[illegible]也、[illegible]者若於子孫中及異儀、[illegible]仍爲後日之狀如件、

應永十五年二月廿八日　越生右京亮政經（判）

上野（ウヘノ） 今越生町の大字とす、[illegible]、近接[illegible]

百文、
右地者、自越生山城太郎入道次方手、安忠相續所也、
然彼子孫依相論、不令知行之、爲左近將監入道慶安之、
藤原氏女、令沙汰申所也、云云、應永廿一年十一月十八日、
　　　實性、越生左衞門入道沙彌安忠、

黒岩（クロイハ）　今越生町の大字にて、今市の西に接す。○新記云、黒岩村に流るゝ越邊川の中に、色黒き岩石夥しく峙立つ、七黨系圖、越生四郎有平が子に、黒岩左近有光とみえ、小杉村天神社、永正十二年の棟札にも、黒岩民部少輔顯秀としるしたれば、古き地名なることしらる。

如意（ニョイ）　今越生町の大字なれど、越邊川の北岸に在りて、川角村の眞和田に隣る。○新記云、如意村は古より如意寺建る地なれば、たゞちに其名とせり、法恩寺年譜錄、應永三年の寄附狀に、如意小太郎行村、應永九年の寄附狀に、入西郡越生郷如意村内、西道之屋敷、など記せり、今ネオ井と唱へり

鹿下（カノシタ）　今越生町の大字なれど、今市の北半里、越邊川を隔て（北企郡界の分水嶺邊に在り。鹿下の東を大谷と云ひ、南西に成瀬（ナルセ）あり、共に越生の大字とす。鹿下より北行一里半、北企郡玉川村に至るべし。法恩寺年譜錄、應永三十二年寄附狀に「奉寄附報恩寺、入西郡越生郷恒弘名鹿下、高房、東長五郎入道在家、附田壹段、當作人左藤太郎入道、毎年之德分壹貫九百文所事、云云、七黨系圖、兒玉黨、越生有行の三男、四郎有平の子、明瀬（ナルセ）右近太郎有年と見ゆ、高房（タカフサ）山、高さ五丁餘にて、四邊は悉杉生ひ繁り、中腹に妙見寺あり、遠く房總の山々を見渡し、南は八王子の邊まで見え、西は秩父が嶽、及び北企部笠山、乳首山など連なり、北は上國峠より、信州越前の高山見ゆ。

（高房）

大谷（オホヤ）　今越生村の大字とす。○新記云、法恩寺年譜錄「應永十八年、越生郷去永名之内、大谷村松木、田壹段、土貢壹貫五百文、同所春日井戸之前、田壹段、年貢壹貫五百文所事、合貢錢拾貳貫文」云云、寶德元年、享德二年二度の寄進狀、糟塚、糟垣など書きしも、此春日井戸のことなり。

法恩寺年譜錄、寶治元年越生左馬允有高への下知狀に「入西郡春原庄廣瀨郷」、建治二年越生太郎長經の寄附狀に「春原庄廣瀨名之田在家一云々、また貞應元年淺羽野猶丸が寄附狀には、春日原庄廣瀨とあり。新編風土記、春日原なるも日字は誤記なりと斷じ、シュンノハラと訓みたれど、其地方今詳ならず。大里郡の春原庄と同名異地にて、固より混亂すべきにもあらず。

津久根（ツクネ）　今龍谷、大谷、黑山などと合せ、梅園（ウメゾノ）村と改む、越生町の西にして、全く越邊川の水源なる山谷に居る。人類學會報告云、津久根村字山崎といふ所に小祠あり、鎗元にとて開墾せしに、石劍の欠及び石の船あり、石劍は石棒にて、上下缺損、周圍七寸、長さ一尺二寸、青石なり、石船といふは、高二寸四分、深一寸、幅は六寸より七寸に至る、石質、長一尺四寸六分、緣邊の厚さ八分、青き所に筋のある石なり。

小杉（コスギ）（堂山）　今梅園村と改む、小杉の北を堂山（ドウヤマ）と云ひ、北企郡界に臨めり。○應永三十二年法恩寺寄附狀、及び文安三年堂山村最勝寺の寄進狀、文明四年當村天神社棟札等に、當村を、入西郡越生郷恒弘と出せり、小杉天神の最古の棟札は、觀應元年のものにて、岩峰山安樂寺、禪海大德、旦那右衞門直氏と記す。○清風土記、小杉より龍谷の邊、所々の人家、山林多く梅樹を植ゑ、其子實を收めて諸方へ販賣し、產業の一助とす。されば春山花發するの日には、晴香疎影、頗る逸興ありと。

　敬白、武藏國入西郡越生郷、岩峰山安樂寺天神宮（中略）高房山禪壽閣以來、威光增益、（中略）應永十二年、癸酉三月、大旦那藤原朝臣某行、奉持光、（下略）
　越生郷恒弘名之內、大神宮修造之事、爲越生下野守季信願主、再興、文明四年壬辰、云々、「小杉天神宮棟札」

新記云、堂山とは最勝寺釋迦堂によれる名なり、文安三年、旦那憲光が出せし釋迦堂領寄進狀に「入西郡越生郷恒弘名之內、田代村萬在家、土貢八百文」とある田代は、堂山の舊名なり。

僧萬里が梅花無盡藏に、文明十八年季夏、越生の道眞が自得軒に赴て、郭公稀なりといふ題にて、七絕一首を吟す、「雖有子規偏合稀、況今一度隔枝飛、誰知殘夏似初夏、細雨山中聽未飽」又長享二年八月、龍穩精舍に入て一絕を賦す、「越生古寺卸鞍時、斜照吹鴉欲宿枝、忽入上古堂藥石、愧非忘客老禪師」

龍穩寺（リユウオンジ）　今梅園村大字龍ヶ谷（タツヤ）に屬す、越生今市の一里、曹洞宗の名藍にして、殊に近世は江戸幕府の旨を存して、一派の大僧錄所となりければ、當時に著れたり。

新記云、龍谷は河越城の戌亥六里に在り、昔は此邊すべて越生郷と云へば、元祿十五年の國圖に至り、始て龍谷村の名を載せたり、されば龍谷の一村にたちしも此間の事なるべし、龍穩寺は曹洞派の大僧錄にして、關東三ケ寺の一なり、長昌山と稱す、此寺古は今の小名堂澤（ダウサハ）にありて、其頃は山號も瑞雲山と云へり、今の寺地古くは深き淵にて、蛟龍のすみしに、第五世の僧雲崗和尚之を開き寺を移す、寺名これより起りしと、初め永享の頃にや、足利將軍義教、祖先尊氏以來代々の追福を修し、且多年當國の戰爭に身を果せし寃魂をなだめん爲め、一大伽藍を建立せんと思ひ給ふ折から、無極慧徹といへる高德の僧あり、其先は當國兒玉の黨にて、父は將軍義詮に仕へしものなり、應永年中當國多摩郡小山田に卓菴和尙を師

とし、大泉寺を開き[illegible]住せしめ、後又父母の菩提の為に[illegible]ひ、且は當郡の内瀧之入村桂木山に、兼て信する觀音の靈場あるにより、こゝに來て[illegible]より此僧に歸依せしかば、迎取り開師たらしめんとす、[illegible]若干の寺領を寄附し、[illegible]人に命して[illegible]せしめ、[illegible]入れて開山とす、其後[illegible]の是あるにより、[illegible]に當寺を讓りて、[illegible]其後[illegible]寺の如くにして[illegible]、時に大[illegible]、今[illegible]先祖の冥福を修せんとて、寺院を經營せんと思ひしに、[illegible]

贊をも長[illegible]、小田[illegible]

[illegible]に就て、七絶一首を吟す、是等にても當寺の舊迹たる知るべし、又[illegible]、天正十八年、大閤秀吉より百石の朱印を與ふ、慶長十七年、先規に任せて[illegible]同三ヶ寺の事も、是までの如く公許あり、三ヶ寺といふは當寺、及[illegible]、下野[illegible]大中寺是なり、[illegible]は二十[illegible]國、[illegible]伊豫、土佐、[illegible]、上野、紀伊、[illegible]後、常陸、[illegible]り、又接するに、[illegible]の奥院

と稱す、今も[illegible]、必高山へ參詣す、又云ふ、古は[illegible]、江戸の公[illegible]松寺へ役僧を出しおきしに、延寶六年、江戸麻布木村に宿寺を造立して、[illegible]より[illegible]江戸の宿寺の方に[illegible]、當[illegible]、諸事を[illegible]せしむと。

[illegible]

者、雜物指添、奉行所へ以使僧可申上候、

午霜月廿二日(文祿三)　[illegible](花押)

進上、[illegible]

[illegible]

中二月五日(慶長元)　全阿彌(花押)

越邊川（テツベ）

[illegible]長さ凡八里。

比企郡

比企郡（ヒキ）

[illegible]二十九[illegible]、面積凡十八方里、二町二十六村、今入口九万、松山に治す。[illegible]

[illegible]へ移せり。

比企郡は都幾川、市野川の二水の山野を本とし、荒川及び越邊川の[illegible]に至る地を兼ぬ。其北界は大里、男衾[illegible]郡と、東小の山岡を以て相分ち、西界は秩父の[illegible]に連[illegible]、秩父の管内に入れらる。[illegible]入間郡とあ[illegible]、其西方男衾郡の地を兼併し、形状大に變じたり。東鑑、元久二年、小衾郡菅谷[illegible]比企郡北方[illegible]と云ひ、菅谷の西なる増尾まで、すでに比企郡に併せらる。諸[illegible]せる者を指せる歟、朽木文書に、[illegible]の語あり「南北の[illegible]のものにはなし」其男衾郡との分界は、正保[illegible]比企[illegible]「故名」とある[illegible]比企氏あり、(中[illegible])にやあらん。[illegible]二十[illegible]の裔、健部人上[illegible]十三代[illegible]允遠[illegible]山報せたり、何系圖に據れるにや。

[illegible]

或は根小屋城山にてあるべきや。

中世、比企[illegible]へり、又上比企、下比企の[illegible]もありしなり、男衾郡[illegible]

寺、長命寺文書に見すべし、天文五年制札に末比企郡妙覺郷ともあり。

比企郡、當明寺領之事、今度被成御寄公、珍重候、然者六八目那之所々、寺之五箇諸役等之事任候、拙者年行事に相隨役等之儀、不可有無沙汰之樣に可申候　恐々謹言、

天正八年八月十八日　隆中（花押）　長命寺

（吉見郡）

横見郡（ヨコミ）

明治二十九年廢して比企郡へ入る、比企、大里に圍まるゝ小郡にして、四方二里許の域内とす、東南平面を開き、田野廣く、西北界に岡巒隆起したり。

横見は和名抄與吉見と訓し、二郷に分つ、何の頃よりか吉見と改め、和名抄已に「今稱吉見」と註す、延喜式に見ざる所とす、されど横見、吉見は並用せられ、吉見も初めヨコミと訓みしが、後世に及びヨシミと稱せらるが如し、東鑑、寛喜二年正月、於武州公文所、武藏國横見庄内、荒野可開發、治法定之、尾藤左近入道々然、奉行之、云々とあるは、本郡に當時横見庄の置ありしを知るべく、南も同書に又吉見次郎頼綱（弘治三年十月）あり、横見吉見並用すべし、吉見氏は或は源範頼の遺子に出づと稱し、吉見系圖、岩殿畧記等に其說あれど、範頼と範頼との子に出でずて、有見圖に記れる一說もあり、吉見諸野城址の條に掲く、

南山巡狩錄云、貞治四年七月、武藏國の住人、吉見三次郎頼武、降人となり、宮方に屬し來る、一結城氏吉文書に竹田長齋が記には、頼武のち行宮に來り、四位に昇れりといふ、新葉集に、源頼武見ゆるといへども、實に吉見の次郎頼武なりや詳ならず。（新葉集云、横見庄へ、思ひの武勘進せられし時、夕暮を、

むらさきのゆかりもにくむことはりやわすれてたどる藤のたそがれ、

ある人きかしらにて、横見氏を尋ねおそふなど聞えてけれども、はやくより跡なきことといちじるくて、そのいれなしあらひしあるじまうけのときに、よみてつかはしける、云々。

（下吉見）

小田原役帳に、狩野介知行、吉見郡岩殿と見え、郡内久米田村、慶長十七年正保四年の水帳、幷びに吉見郡と記す、諸正保圖圖に至り、横見の古名に復し、爾後公用之に仍る。而も私用吉見と唱ふること多く、殊に近世領名を以て分てば、全郡を下吉見領（シモヨシミ）と稱し、其上吉見領とは、隣郡大里の内に在りき。（上吉見は、本郡御坂郷の、大里郡の皆入せる者歟）

安閑紀元年、武藏國造笠原直使主、獻横渟、橘花、多末、倉樔四所屯倉とある横渟は、横見に當き歟、書紀通證已に之を言へり。今按に、渟は古訓多くヌとよみ、倉渟是、渟足の例のごとし、之をヨコミと訓み難し、武藏志料には、武名古の横野を之に引きあてて、多摩郡の横山のあたりにやあらんと述ぶ、ここにあらし吹降きさの横野にふられ降るなり、武藏名所。

今如何とも判知し難し。或は渟は淳の誤描にて、横淳（ヨコミ）かとも疑はる、已に本文中の多末（多氷）倉樔（倉□）なる、古人の誤描なりとせば、横淳の横渟たるも知るべからず、猶たふべし。

高生郷（タケフ）

和名抄、横見郡高生郷、訓多介布。〇今西吉見村に田甲（タカフ）の大字存す、蓋西吉見北吉見の二村にわたる、本郡の中心なる一郷なりし歟。即其西北を御坂郷（上吉見後世大里郡へ入る）とし、東南を餘戸郷とす。高生とは竹原の義にや、又吉姓氏に建部、武生あり。

（田甲）

高負比古根神社（タカフヒコネ）

今西吉見村大字田甲の岡頭にあり、松山町の東北一里餘、高負比古根とは、神代紀の味耜（アヂスキ）高彦根（タカヒコネ）と相似すれど、此には高生の郷の爵號の外ならず。されば吉姓氏建部、もしくは武生に參擇すべきか。〇新風土記云、高負比古根神社は、中古以來玉鋒（タマホコ）氷川明神と稱し來りて、式社たることも定かならず、社の後背は高十一間許なる巖石の丘にて、その内、社によりたる邊、踏み鳴せば、鼓の如く響きある處あり、ここを玉鋒石と稱す、又通して玉鋒山とも號せり、玉鋒神號の當する云意なるか、よりて玉鋒氷川と呼びしと見ゆ、和名抄に高生と載せ、多介布と註すれば、高き名なる事しらる、又當郡東の方荒川を隔て足立郡高尾村あり、當所の名の廣く役所迄も及びしならん。（埼玉縣村名志に、田甲祠の神軀は石にて、湊石と云ふと載す、又一書に、玉鋒山、俗にポンポン山と云ふと）

（玉鋒山）

須奈（スナ）

上沙下沙の二に分ら、上沙は今中曾根、地頭方、□末、上細谷など合せ、北吉見村と改む。田中の東にして、□田を占め、堤防を築きて、荒川の洪水に備ふ。

横見神社（ヨコミ）

新記云、飯島（イヒジマ）氷川明神社、是れ延喜式神名帳に載る横見の神社と言ひ傳ふれど、確かなる據あるには非ず、社の後に神木とて、圍一丈五尺程の松あり、此下に石槨ありと云ふ、上細谷村の中とす。

黒岩（クロイハ）

今西吉見村の大字とす、田甲の南半里にして、同く丘陵に據り東面す。山中を岩殿（イハドノ）と云ひ、觀音堂あり。近年此堀及び根小屋に、多數の横穴を發見し、松山の百穴とて、世に喧傳す、松山百穴の條項を參考すべし。

新記云、黒岩村は村内すべて山々打續き、岩石高し、其内に立石と字する所に、黒色の岩あれば、村名も起りしならん、又案内山と字し、古塚ある所あり。

伊波比神社（イハヒ）

新記云、黒岩村の岩井神社、或は岩井八幡とも稱す、按するに延喜式神名帳に、武藏國横見郡伊波

比賣社と載せ、又[illegible]日本紀に[illegible]二年、春[illegible]國伊波比賣、從五位下」とあり、其當社のことなるべし、土人等は式內の神なることも傳へざれど、社號の古き老松生茂り、いかにも古き社と見えたり。

岩殿光明院（イハドノクワウミヤウヰン） 黑岩の山中に在り、松山町の東一里。（新記云、岩殿山光明院は寺領二十石を有し、觀音を安置す。坂東十一番の札所也。其昔日、吉見冠者範頼、比企の岩殿に據りて是を建立せしと、されど緣起によれば、源範頼舍治の後當所に來り、三河守に任じて、吉見の庄を領せし頃、所領の中を修理して、建立したりと、又[illegible]器の[illegible]恩方淨福寺棟札「武州吉見岩殿山、光明寺息障院、長吏大和僧都法印、同當寺千手山[illegible]寺中興開基、本願權少僧都長尊、真言宗敎之御流也。（中略）天永吉年乙酉十二月」云々。

御所（ゴショ） 今西吉見村の大字なり、本[illegible]岩村の[illegible]にて、正保圖には御所の名なし、元[illegible]に至り初めて黑岩より[illegible]所を分ちたり。岩殿光明院の緣起によれば、中古吉見範頼以來、子孫相[illegible]き、五代の間此に住し故に、是を吉見御所と唱へしとぞ、[illegible]云、按ずるに、吉見[illegible]吉源範頼の[illegible]、[illegible]住所を記さずと雖、其治承五年閏二月、志田三郎先生義廣、鎌倉を謀る時、小山朝政と下野國登々呂木澤の邊にて戰ひしに、下河邊行平等、古我、高野等の渡を固め、範頼も同じく來て朝政が軍に驅加ると云へり、[illegible]の間[illegible]時は、遠路を[illegible]しにはあらじ、當所より高野邊までも、相距こと遠からず、當時範頼當所に居しにや、吉見系圖を考るに、範頼の舅阿闍梨範圓、吉見を氏とし、吉見を領すとあり、想ふに此人建久四年範頼失墜の後ここに住り、其子孫相續て此所に住せしなるべし、[illegible]の[illegible]、其孫義世、永仁四年[illegible]謀顯て誅せられし由、[illegible]に見えたり、又東鑑、元治三年十月の條に、富山次郎重[illegible]伊勢國沼田御厨を召放たれ、吉見次郎頼綱に充行はる、云々と載す、これも範頼の男にや、されど系圖には見えず。

久米田（クメダ） 今長谷、黑岩、田甲、和名なと合せ、同吉見村と云ふ、黑岩の南[illegible]、[illegible]陵の南端に當る。

久米田の一書村に、石棺二個あり、其[illegible]三尺[illegible]、[illegible]寛保[illegible]に見ゆ。[illegible]村名志に、久米田の[illegible]文[illegible]、長安元年、武藏國[illegible]文書[illegible]、久米田[illegible]と云ふ。[illegible]上記には是等を載せず、久米田[illegible]寺の御像は、石佛なりと云ぐるのみ、又久米田に屬せる部名い寺[illegible]の在るは、長三尺三寸、周一尺五寸、[illegible]となし、最[illegible]なりと、[illegible]の中に見えたり、[illegible]小田[illegible]に「[illegible]」[illegible]、吉見[illegible]、[illegible]見堂」「吉見[illegible]」「[illegible]二十[illegible]、吉見[illegible]、[illegible]川」など見ゆ。

（名和）

松山城址（マツヤマジヤウシ） 今[illegible]の[illegible]に[illegible]、根小屋と稱す、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]田業[illegible]を創め、[illegible]川を帶び、[illegible]の[illegible]、[illegible]十八年、德川氏江戶に入り、[illegible]、[illegible]長六年、家[illegible]、[illegible]、[illegible]、下町は西方市野（イチ）[illegible]、[illegible]、本郷と云へり。[illegible]、[illegible]企郡[illegible]瀨本郷は、[illegible]、[illegible]に相混して或は[illegible]、[illegible]、城市を繞ぐるに、吉見、[illegible]、世は市野川を以て郡界を分ち、[illegible]、米田村の所屬たり。元[illegible]、[illegible]、[illegible]等を久米田より分ちたり、[illegible]、[illegible]、

（根小屋）

[illegible]合せ、一時北吉見と稱せしむ、市川とは根小屋の東南なる[illegible]のあたりを云ふ、[illegible]、市野川の岸にて標高十五米突、城址に[illegible]高五十[illegible]米突。新記云、[illegible]根小屋は松山城の古蹟とす、昔は此地も比企郡に屬して、松山の城內なりしにや、根小屋とは[illegible]、すべて城墟には往々此[illegible]の地に在り、是なりと[illegible]、[illegible]、南に[illegible]あり、巖石[illegible]、古[illegible]に頂上に[illegible]、[illegible]、今は[illegible]たり、天然の要害なり、本丸[illegible]より[illegible]の[illegible]へ下る[illegible]あり、[illegible]洞窟の如し、[illegible]腹は即岩室觀音堂の所在なり、此邊の[illegible]等を考るに、扇谷上杉氏の宗老、上田左衞門尉、此處を要害に取立、[illegible]御堂[illegible]より移りしと云ふ、[illegible]六草紙、[illegible]二十三年十月六日、[illegible]合戰の條に、扇谷上[illegible]に歸[illegible]、松山城主上田上野介戰死すと云へば、當城は是より先なる事知らる、天文六年、上杉朝定・北條氏綱[illegible]に居城川越を沒落せしとき、當城へ遁入りしに、其には[illegible]難波田彈正入道善[illegible]、[illegible]の來る[illegible]を追[illegible]、山中主膳追懸、拾遺集の難波女の歌を飜案して「惡からじ善かれとてこそ[illegible]、[illegible]崩行らん」と云かけしとき、彈正[illegible]數寄の[illegible]頭を引返して「[illegible]を置てあだし心を我持たば末の松山波も越さなん」と古今集の歌を其儘採り、[illegible]北條氏に[illegible]取らるべしと云ふ意を述べたるに、當[illegible]、其の人目にも[illegible]、同十二年十月より、古河公方晴氏、兩上杉と同く[illegible]、[illegible]、同二十日の夜軍に[illegible]年四月、北條氏[illegible]、[illegible]上杉討負、[illegible]、[illegible]の[illegible]に[illegible]て[illegible]、此[illegible]城中に[illegible]、[illegible]北條氏の[illegible]、[illegible]、垪和刑部少輔を城代

とす、時に太田三楽資正、岩槻に在城せしが、岩付に攻撃が足戸皆に内通せしを語らひて、同年八月二日、夜に乗じ取返し、太田下總守、同尾張守を本丸に籠め、攻降をば二丸に置く、面も資時没して後、上田も北條氏へ内通せしにより、頓て持相を大将として、再び當城を其取、上田を籠置しが、永祿四年、上杉輝虎城を周方に撰ひしにより、太田美濃守資正是に應じ、終に又攻取て、上杉左衛門太夫憲勝を籠置、然るに其年の冬、北國勢雪の間を時として、北條、武田両旗にて出馬し、十二月十一日より囲る春に至るまで、取囲て攻けれども陷らず、皆手普請を以同害を除けるにぞ、三月廿日和議成て、翌四日城を請取、當主なればとて上田を置て去る、是より小田原の抱となりて、上田氏居住す、天正十八年、小田原陣の時、上田朝直は小田原へ籠城し、留守の兵どもは上方勢に囲まれ、力盡きて降伏す、四月十一日なりしとぞ。

松山城主上田氏は、永祿二年役帳に、案獨齋比企郡野本百四十貫を知行することを見ゆれど、別に狩野介が松山衆の統領たる由見ゆれば、上田は副將たりし也。案獨齋は名を朝直と云ひ、法號宗調、一致齋と云ふは（見れり）其子は暗諸判興也。古文書に上野介實宗と云ふは、朝興の子なれば、朝資とも稱へらるるは、其實憲宗なりと知るべし。

松山百穴（マツヤマ）

松山城址の崖壁に、横穴の在ることは、土人し難、往時には多く顧せず、新風土記の如き、全く之に言及せざりし。明治二十年の頃、二十四の横穴の崖上にあるを見、其四近を探りしに、數十の洞穴、上下左右に羅列星布することを發見したり、此際黒岩村にも二十八の横穴あるを探索せられたり。坪井氏曰く、松山の百穴は大凡二百、穴中に獲たる者は人骨、玉器、金器、土器等ありて、玉器には曲玉、管玉、金器には鏡、小刀、鏃矢、金銀鐶、鉸具、鈴、環頭の柄首、及び銅鏡なり、土器には祝部土器、朝鮮土器、埴輪土器等あり、中に鏡は銅製、徑三寸二分、背に鶴龜竹の模様を鑄て、紐孔を備ふ、本邦中世の製作なり。因りて按ふに、此横穴は太古の人居にして、謂ゆる土蜘蛛の穴居趾、又此穴を造るには、金屬器を利用したり、然る其傾洞をば葬穴にも用ゐたるにや、埴輪、其他古風土八民の遺物もあり、殊に中世にも葬穴の用ゐられ、即ち石を積したり。

下細谷（シモホソヤ）

今南吉見村と改め、大串、江綱等と合す。○新記云、按に小田原役帳に「松山衆知行役内、狩野介百三十七貫文、吉見郡下細谷、卯摘見辻」とあり、當時上下に分つ時は、大村なるべし、然に今黒野村郡中になき時は、細谷（ホソヤ）、黒野、其唱へ近きに依て轉訛せしも知るべからず、今地形を見れば上村と下村とは相接せず、三町許を隔てて其間に御所村の地あり、又按に、昔は荒川の流れ郡中を貫き、田甲、上細谷、黒岩村より御所村施穎寺蹟の西を流れ、下細谷、久保田を經て、江綱の北界より、大串等の村々を流れしと云ふ、今其跡水田となり、字して相の田と呼べり、地形他所に比すれば、一段卑くして、川蹤顯然たり。

大串（ホホグシ）

今下細谷、江綱、久保田、前河内等と合せ、南吉見村と號す、久米田の東南にして、南には市野川流る。

新記云、毘沙門堂は大串次郎重親創すと、天文年中、松山戰爭の時、兵火に罹り、僧今の如く堂舎を營み、慶安元年堂領八石六斗を附せらる、大串次郎重親墓、堂の背後に在り、五輪の石塔にして、面に永和二年丙辰十二月日沙彌隆保と彫る、これ重親が法諡なりと、大串は武藏七黨の内、横山黨にて、祖先は小野篁の後胤、横山大夫義高の苗裔、由木六郎保經の二子を、大串次郎孝保と號す、是大串の祖にして、其子大串次郎重保、又重親と號す、平家物語及び源平盛衰記、宇治川合戰の條に、重忠に助けられて、重親が川を渡せし由を載たり、重親は畠山重忠が烏帽子子にして、屢戰功もありしとぞ、さるを今此碑に永和二年とあれど、重親が錦戸太郎三郎を討しは、文治五年にして、其年代百八十餘年を隔たり、されば爰に記する沙彌隆保は、大串氏の人にて重親が子孫などなるを、たまたま著名なるによりて、重親が墓といひならはせしを、東鑑にも重親を大串小次郎と云ふ、小田原役帳に、松山衆知行役、狩野介、吉見郡大串内、宗綱五十貫文、卯検地辻と載たり、されば江綱も當時大串村に屬せしことしらる、又太田豐後守九十五貫文、吉見郡大串之内と見えたり。

水谷蟠龍記云、天文八年己亥、結城政勝、武州大串陣の時、蟠龍從へり、陣場に阿彌陀堂存あり、蟠龍是を持せ歸る、今城の鐘是なり、銘に「武州吉見郡、大串郷宗田村、阿彌陀堂鐘」とあり。

銀谷（シロカネヤ）

今大和田、下砂、谷ケ口、萬光寺、及び正保以後の新田を合せて、東吉見村と號す。堤防を築きて、荒川の洪水に備へ、堤外にも廣き水田を開きたり。

新記云、大囲堤、荒川水除の爲に設く、北より東へかいる、元和年中、伊奈備前守が普請に築し所なり、高さ一丈餘、永享十年、寶倉家より、鍛冶守吉へ、吉見郡大和田村を賜ふ由の文書あり、万光寺氷川社、神體は丸き青石にて、經一尺許、面に永和六年二月淺僧建之の數字を彫れり、古き勸請なること知るべし、土人の語に、今田甲村の高負北吉神社、御所村の横見神社と、當社とを合せて、横見郡三社と唱ふと。

餘戸郷（アマリ）

和名抄、横見郡餘戸郷、○今詳ならず、地勢を推すに、南吉見、東吉見など、東南の低地を云ふか、即東鑑に、寛喜二年横見庄内荒野新開とあるも是等の卑濕を指すことし。

渭後郷

和名抄、比企郡渭後郷、訓沼乃之利。○今出丸、中山、伊草、小見野[等]を、市野川の南、荒川と[illegible]に囲まるる低野を指す[illegible]し、此[illegible]は、沼澤の後邊の謂なるべく、今も小見野と野本との間、沼澤の遺形を存す[illegible]名[illegible]、此[illegible]を囲り、低野の[地]に出づる[illegible]。

新編風土記云、渭後郷は、今其地を[illegible]す、思ふに郡の東邊はすべて水涯なれば、其地などにやありけん、即今の川島(カハジマ)領五十四村是也。[illegible]、北企郡川島[郷]は郡の東南なる平野にして、荒川、市川、[illegible]、[illegible]、入間の諸川を環らし、左右[illegible]、前後に[illegible]を築く、方一里許、四十三村にして、人口一萬[illegible]千餘人あり、土壌[肥]沃なれども卑濕なり、[illegible](西川[illegible])郡奉行[illegible]に[illegible]じ、大土功を興し、三千四百卅間の長堤を成す、尚も沿隄陥拗千三百間餘を塡め、二千間の[illegible]、以て[illegible]通し、人夫十七万餘を使役し、[illegible]二千五[百]両を[illegible]せり、改築後土民其産業に安んじ、今に崩壊の患なし。

(島川)

[新編]風土記に[据]れば、川島[領]と[illegible]、五十四村を總べて稱へたり、北企郡内なる河[illegible]。

出丸(イヅマル)

今出丸村と云ふ、出師、大屋舗等を合せたり、川島の[illegible]にして、荒川、入間川の[illegible]に[illegible]、[illegible]立[illegible]。

伊草(イグサ)

今伊草村と云ひ、角泉、安塚[illegible]、[illegible]の西北に[illegible]、[illegible]川は此にて入間川に會す[illegible]き、[illegible]に入間川の[illegible]、[illegible]ミ十間」と載する者是也。

[illegible]記云、伊草[illegible]とも[illegible]、入間[illegible]録に「應安元年、[illegible]、北企郡土袋[庄]内伊草村」とあり、戰[國]の際に至り、法恩寺領も其地を失ひて、小田原の分國に屬せしが、岩槻城主太田源五郎氏資、小田原と[illegible]、氏[illegible]後、氏政の子十郎氏房[illegible]養子とせし後、此邊おしなべて岩槻領となれり、今村民の家に[illegible]の文書を[illegible]、[illegible]市立しが、何の頃よりか[illegible]、[illegible]は村の[illegible]、[illegible]は石に[illegible]、[illegible]なり、大聖寺は青草山、[illegible]、[illegible]年代[illegible]、[illegible]北企判官能員の[illegible]、[illegible]のなり、此寺中[illegible]二代三代將軍家遊獵の時、駆臨御を賜くしたり、遺書大聖寺[illegible]あり。

(草伊)

[illegible]
[illegible]可致打明者也、

[illegible]十五日」

一[illegible]、中付に付而者、[illegible]、[illegible]

各[illegible]

一こうや之内、代官不可有之候、勿論宿中へ百姓いろい不可有[illegible]、以[illegible]

以上、

有之候[illegible]、以上、

十一月晦日　[illegible]　刑部左衛門尉(花押)

[illegible]

角泉(カクセン)

今伊草村の大字とす。○[illegible]伊草村の百姓[illegible]す[illegible]、[illegible]、太田[illegible]、[illegible]か[illegible]、[illegible]と知らる。

土袋(ツチフクロ)

[illegible]、武藏國土袋郷と見え、法恩寺年中[録]、[應]安元年七月の條にも、土袋郷内井草村とあり、今土井草村[illegible]を土袋山と號することくは、此邊古の土袋郷なることしるべし。

中山(ナカヤマ)

今[illegible]、[illegible]、長[illegible]を併せて、中山村と云ふ。井草の西北に接り、[illegible]川に沿へり、松山へ二里半、松山川越の通路にあたる。

北企郡[illegible]、[illegible]承候、貴所此度取分[illegible]、[illegible]、法部之[illegible]、先部代[illegible]、[illegible]、恐々謹言、

永祿四年辛酉十二月廿一日　太田美濃守資正(花押)

北企左馬助殿へ參

於中山之内、近年出置候、花寺家分に、南寺家取替候、代[illegible]、[illegible]、小[illegible]一本[illegible]しに而一[illegible]、[illegible]、[illegible]寺之土貢、何時も[illegible]、[illegible]、[illegible]々已來役者、南寺家へも、自[illegible]、可申付候、[illegible]馬[illegible]、可申候、[illegible]、

十五年丁亥九月十日(天正)　憲[illegible]印(松山上田氏)

北企左馬助殿

[illegible]記云、中山[illegible]正の頃迄、北企左馬助の領分なりしと傳ふ、[illegible]郎能員の[illegible]なり、初め永[暦]の北、源頼[朝]の時、能員が[illegible]北企[illegible]、其[illegible]と同く忠[illegible]し、治承[illegible]年まで廿年の間、北企郡の田地を[illegible]として、[illegible]、[illegible]ならず、[illegible]二代將軍[illegible]、されば能員[illegible]としこれに[illegible]、男女の子を生めり、[illegible]、北條時政が一[illegible]として、[illegible]、遂に[illegible]能員が[illegible]も、[illegible]自害せしが、[illegible]の婦人あり、民間に[illegible]、[illegible]せしに男子なり、叔父[illegible]寺

の僧伯耆法印圓顯に依て、順德院北面の侍となる、後佐渡へ遷され玉ふに及んで、御跡を慕ひ奉り、越後に走り寺泊に住す、其子小太郎貞長、始め越後にありしが、叔母若狹局は竹之御所の生母たるにより、後の御所の領地を比企、吉見の二郡に定められ、貞長其家族たるを以て、竊に越後より當郡に移り住し、文應二年二月卒す、是より子孫土着して左馬助政貞に至る、政貞は上杉氏に仕ふ、天文中上杉朝定滅亡の後は、岩槻の城主太田三樂に屬す、子則貞も父の名を繼て左馬助と稱し、幼時より松山城主上田上野介がもとに倚賴す、後は江戸に出て御當家に奉公す、但永祿役帳に、大草加賀守、比企郡中山十七貫文知行の事見ゆれば、比企氏一圓の知行にあらず。

戸守（トモリ）　今中山村の大字とす。○新記云、小田原役帳に、太田豐後守が知行、三十一貫九百文、比企郡戸森乙卯檢見と載す、是弘治元年の改めなるべし、又八ッ林村道祖土氏文書の內、丁卯九月晦日、小田原北條氏の判に「三尾谷、戸森、右當郷代官職之事、如源五郎時、無相違被仰付畢」云云とあり、岩槻の城主源五郎氏資は、永祿九年丙寅戰死せしなれば、丁卯は卽永祿十年なるべし、されば弘治永祿の頃、太田氏の領知となりしこと明けし。

長樂（ナガラク）　今中山村の大字とす、中山の西北一里を隔て、古凍（フルコホリ）に近し、○新記云、都幾川、長樂村の西より南へ流れ、村內にて越邊川に合す、圦樋、村の西の方都幾川に設く、川島領二十五ヶ村組合用水の分水口なり、

三保谷（ミホノヤ）　川島領の郷名なりしが、今三保谷宿、八林（ヤツハヤシ）、畑中、牛谷（ウシガヤト）、山谷（ヤマガヤト）を合せ、八保村と云ひ、宮前、白井沼、紫竹、貉（ムジナ）、釘無、表等を合せ三保谷村と云ふ、中山の東にして、荒川に沿へり。新記云、三保谷は今郷內九村ありて、古き地名なり、水尾谷（ミナオヤ）に作れり、垂絲櫻、三保谷郷表村養竹院の本堂の前にあり、花は單瓣にして薄紅色なり、羅山詩集曰、二月廿二日、從御獵、遊于武州水尾野谷、養竹院有垂絲櫻花一株、其高五六丈、其本圍八尺許、云々。

（水尾谷）

平沼（ヒラヌマ）　今三保谷村の大字とす。○新風土記に、「金子文書に、太田持資入道々灌が、佐枝大炊助に與る書あり、平沼郷は金子掃部助入道が計として、禪興寺に寄せし由を載す、又梁田大炊頭政助が金子左京亮に與ふる書にも、武州平沼郷禪興寺領たりし事見ゆ、是れ葛飾郡二合半領の平沼歟」と述べだり、されど比企郡にも平沼あり、再考を要す。

廣德寺（クワウトク）　今三保谷村大字表（オモテ）に在り、眞言宗新義派、二十六寺の末院ありて、比企の大御堂と稱す。○新記云、廣德寺大御堂の背後に、高さ一丈ばかり、十間程の塚あり、石塔などもなし、昔源平戰爭のとき、惡七兵衞尉景清と勇を爭ひし、水尾谷四郎が墓なりと云ふ、此人著名にて犬打つ童も語れど、平家物語に、武藏國の住人水尾谷十郎、同四郎と並べ記して、彼勇鬪を十郎が事となせり、されば寺傳は全く俗說に從ひたるものと見ゆれど、その誤りしも古きにや、謠曲八島の篇に、水尾谷四郎が景清とかけ合たる由見えたり、又東鑑、文治五年七月奥州征伐の供奉の列に、十郎が名は載せたれど、その他の事實を記されば、とかく考ふるに由なし、いつの頃か、塚中より古鏡、古鈴等を得しとて、今寺に收む、鏡は圓徑四寸五分、裏面に鳳凰の形に似たる模樣あり、鈴は其數五、青綠塗抹するが如し。

大聖寺御成日記云、寛永三丙寅二月八日に御成、九日は御休息、十日は御城下、十一日は三保谷、御機嫌能三保谷殿之子細御尋、三保谷之石塔を取、こにいたし、其罰にて、女子さん病を請口ばしり、男子は扨氣ちかひに成、それきりに而御沙汰なし云云、御服壹つ被下候。

（表）

八林（ヤツハヤシ）　今八保（ヤツホ）村と改む、八林道祖土氏文書とて、多く世に傳ふる者あり。

一八林之內、長福寺分之事、
一駒形宮、免一町九反之事、
一雷電宮、免田島貳町之事、
右三ヶ所、如前々、令落着候、但打明之上、遂撿地、不可有如在候、仍如件、
永祿十年丁卯二月朔日　太田源五郎氏資（花押）
歸源菴、關首座、侍司、

小見野（ヲミノ）　今加胡、虫塚、鳥羽井、大塚（オホツカ）等を併す、三保谷の北にして、市野川に沿ひ、市野川は本村の東に於て、荒川へ入る。新記云、武藏七黨の兒玉黨、淺羽氏の庶流に、小見野四郎盛行あり、是の在名を稱せし人なるべし、又小田原役帳に、恒岡彈正忠が知行、小見野と載せたり。又云、加胡、松永、谷中、梅の木、虫塚、一本木、鳥羽井、同新田、及び上下小見野を通して、里人小見野の十村と唱ふれば、皆小見野郷に屬せし地と見ゆ、現に永祿十年、太田源五郎氏資が出せし平林寺の寄進狀に、上小見野なる安樂寺、松永村なる大安寺を、小見野內安樂寺、大安寺とも記したり。

鎌倉五大堂明王院所藏文書曰、制札、新尺迦堂領、武藏國比企郡大塚郷事、於彼所、不可致濫妨狼籍、若令違犯者、可有其咎之狀如件、曆應四年卯月八日。

（大塚）

郡家郷（コホリ）　和名抄、比企郡郡家郷。○今野本村なるべし、大字古凍（フルコホリ）存す。古凍は又古氷にも作れど、古書には多く古郡に作る、即比企の古郡家の地なり。新風土記に、學師宇郷政所と云ふを以て、郡家に擬したれど、地形に合はず、且郷政所と郡家とは、全く別異に屬す。

古凍（フルコホリ）　今野本村の大字とす、其東堺にして、市野川を帶びにせる低平の岡頭に居り、其坂路を友田（トモタ）坂と呼び、松山、

川越の往来にあたる、形勢頗佳なり、又民家の南北所々に、古墳散在し、大小數十あり。寺記云、古木村は土袋庄松山領に屬せり、小田原役帳に、狩徳祥が知行、七十二貫文比企郡古郡、柏崎共、那須見出と載す、今泉村も後世に見ゆ。

野本（ノモト）

今押垂、柏崎、今泉、下青鳥、及び古凍をも併せ、野本村と云ふ。舊古の都家郷にあたり、渭後郡に對して又モトと謂ひ、即渭邊の義歟。松山町より南方なる平原を占め、市野川、都幾川を左右にしたり。新記云、野本村は古へ武藏野へかゝるの地なれば、野本の名も起りしたらん、野本の名は東鑑に、瀧口左郎基親が男、野本右衛門尉基員、當國に住し、貞永元年卒す、其子を野本四郎左衛門尉時基と云ひ、時基に子あり、長は押垂十郎重基、二男を押三郎景基と稱す、又時基の舍弟あり、野本次郎左衛門時員と稱す、其子太郎時秀、孫太郎行時とあり、是等の人皆こゝに居りしなるべし、又村内無量壽寺、建長六年の鐘銘に、野本寺と書、關東合戰記、永享十二年、村岡合戰の條に、長棟庵主も上杉入日神奈川を立ちて、野本、宮子に逗留云々、長棟は上杉安房守憲實なり。

野本、小山田方、道也に雖光落居之地候、簗田嘉用掛候、可除之由、道也存生時相定も、簗田遣掛之不除、鎌倉方を可被致代官者也、仍如件、
永祿十一年戊辰三月廿七日　笠原與左衛門　奉
宛　安首座、平林寺文書

按、永祿役帳に、簗田二百八貫八百文、比企郡野本東方、卅一貫六百文、同所鎌倉方、十四貫六百文同所二間在家と載す。一村を三分して、東方、鎌倉方、二間在家と名目を立てしなり。殊に東方、鎌倉方とあるは、其實領主などの名分の次第に由りて生ぜる名目ならん、二間在家の所等にも云へに准ふべし。平林寺文書に依れば、小山田方と云ふ地種も、此村にありしを知る。

利仁將軍塚（トシヒトシヤウグンツカ）

古郡の西半里、下野本の無量壽寺の前にあり、俗に利仁將軍の塚墓とつたひ、利仁山と稱す、上に其祠を置く。寺記云、野本の無量壽寺は、藤原利仁將軍が、猶武藏守たりし時、當所に住す、後上人名將の古蹟なりとて、一寺を建立したり、本堂の內古鐘一口を掛く、相傳ふ、貞享二年四月、本堂後背の地を堀り、地中より得たりし、此鐘銘を以て當寺元野本寺といひし古刹なるを知らる、「本寺鑄鐘一口、二尺七寸、野本寺、壽貞無空、是非前後、生滅滅已、寂滅爲樂、右祀忠清、并清氏女、乃大藏士、爲佛法興隆、衆生利益也、建長六年甲寅、十月十五日」利仁將軍塚、境內にあり、徑一町四方、高四五丈にて、雜木生茂る、將軍塚、又將軍山ともいへり。○埼玉古雜志云、明治三十四年二月、利仁神社の境內の西門なるを、春の祭の道に平らさんとて、土をおこすに、深七八寸の所に、銅の經筒二個、陶の經筒四個、鏡四面、一字同の中にあり、刀五振、白磁の香合一個あらはれいだしたり、銅鑄の經筒の蓋に「勸進聖人、幸氏大德、女施主橘氏、建久七年、三月初日」筒のうちに經あり、裏に背中のうちに、小鳥二羽飛びたる圖ありて、表に「願以此結緣、値遇彌勒世、永斷諸口、二合同體、本如如法經、源新次郎」と付けられ書りたり、一面は裏に松喰鶴の一羽、向ひ飛びたる圖なり、徑二寸四分あり、裏に書たる文字あり、「十一野本住人、今武州大串郷住人藤原」往々もあり、かびありてかすかに見ゆ、陶器經筒は土の、陶製經筒の內に銅鏡一面あり、徑二寸四分、表裏も分きがたし。

下青鳥（シモアヲトリ）

今野本村の大字たり、上青鳥の村名は近世なりしと見、今宮子村の有所の地にあたる如し、青鳥（アヲトリ）野とて、古書に見ゆるは即此なり。新記云、下青鳥村は騎西庄松山領に屬せり、押青鳥は古くきこえし地にして、源平盛衰記に「木曾は越後へ引しりぞく、兵衛佐は人の讒便を存ぜんに、頼朝勢に乘に及ばずとて、鎌倉へ引返し給ひけるが、武藏國月田川のはた、青鳥野（アヲトリノ）に陣を取て」云云とみえたり、此文は上信兩國の界なる臼井（ウスヰ）坂を越てより、又鎌倉をさして引返す條なり、古へ青鳥野と唱へしは此邊にて、月田川と云へるも今都幾川なるべし、又小田原役帳に、狩野介が知行四十五貫文比企郡青鳥居、卯檢地辻云云とあり、青鳥居の地名、今郡中に聞こえざれど、當村則其地にして、一字を下略せしならん、又按に、都村石橋に宿青鳥、內青鳥と云ふ小名あり、されば古は當村と通じて一村なりしを、後別ちて宿、內、下の三村となり、その後又宿青鳥、內青鳥の二村を石橋村に隷せしゆゑ、當村をば猶もとのごとく、下青鳥と號するならずや。

（野島青）

醎瀨鄕（カラセ）

和名抄、比企郡醎瀨鄕、訓加良世。○今詳ならず、舊、郡内の形勢を推すに、松山町及び高田、作子の邊に古鄕の區畫を決き、且松山に本鄕の名の遺存するを見れば、是れ即醎瀨鄕の地なるべし、唐子（カラコ）を以て加良世の轉訛かと云ふは、採り難し。

松山（マツヤマ）

今松山町と云ふ、中世の松山城下の市町にして、近世は其城塞を廢せりと雖、居民散せず、商工の業を創め、比企、吉見の小都會たり、川越へ四里、熊谷へ三里、鴻巣へ二里半。新記云、松山町は江戸より行程十四里、松山領にかゝる村々の本鄕なれば、昔より松山本鄕と唱へ、庄は騎西に屬せり、古へは城下町にて、小名元宿分の邊に家居をなせしが、天正年中松山落城の後、今の所に家居をなせり、江戸より中山道熊谷町、及び西上州への往還、又馬繼立の驛道にて、或は八王子の千人同心も、常に此道にかゝ

(箙弓神社)

りて日光へ通へり、民戸四百餘、土地次第に西の方へ高く、野山交れる所もあり、五ヶ所に溜井を設て用水となせど、水利よからざれば、動もすれば旱魃の患あり、當所は五十の日を定めて市を立て、他の村々より雜穀、織物の類を持出で交易せり、此市に付て、小田原北條家より出せし掟もあれば、舊くより立しこと知らる、小田原役帳に「松山本郷の内、十三貫文、寄子給田、卅六貫五百文、多米寄子に下さる」云云、稻荷社、小名箙(ヤナグヒ)原にある故に、箙弓稻荷と唱へ、享保中より殊に靈應著く諸人信仰するもの多し、今の如く市店旅宿、門前に並ぶるは、彼頃よりのことなりと。又云、松山町、舊家者五郎左衞門、岩崎を氏とし、代々此村の名主役をうけたまはれり、先祖を岩崎與三郎、又對馬守といひて、北條家に仕ふ、其頃かの家より出せし文書數通をもちて、其子孫連綿として、五郎左衞門に至れり、寶曆十三年、古來より此家にて、市店の賃錢を取來りしこと、詮議ありて、元の如く市店の賃を取るべき由、公より免許ありしと。

就致詫言、定之事、

一如何樣之借錢、借米致之候共、市之日來候商人に、其催促不可申懸、若非分に致無沙汰者候者、可致披露、不及其儀、荷馬以下、爲所當取候仁には、市之横合候間、可爲越度事、

一濁酒致賣買家へ罷越、致慮外、就其所召取、可致披露事、

一市之日、少之買物、爲持來、爲所用、宿中之下人、或押立候、近頃曲子細に候、兩所へ走廻、引掛一向不可入事、

一自宿中、陣ゝ三疋三人、陣觸到、可申付候事、

一喧嘩之□、尤言置候、□去時分者、町人之中へ相頼、可申付事、

一ぬり物役、薪炭役之義、宿中之者に計者、尤指置事、

以上六ヶ條、右押買狼藉之儀者、何分も令法度、更停言迄も無之候、何之足輕、小者中間に候共、不致思慮、可致披露、任法度、則可申付候、仍如件、

元龜二年辛未六月十日

一出之根、其外松山領におゐて、他所のあき人、所用之物をかい取、其郷村より直によそへとなる由、聞屆候、本郷之市へはたゝずして、かくれしのふたいに致之義、うり手くせ子細第一に候事、

一かい手之義は、他所之者に候間、無是非候、さて又松山領之者なは、一類共にせいはいなくはへ、妻をはひき野へ可出置、うり手之義、おんみつに可申上候、

一如此かい取、よそへとなり候商物を、本郷の町人とも致談合、在々所々におゐて、かたくとめへき事、

右三ヶ條、仍如件、辛巳九月晦日(天正九)(虎印)

岡部越中守、本郷町人中、

當知行分に有之候、れんちやく衆、棟別赦免之事、永代差置候、爲其印形出置者也、仍如件、

甲申十二月十三日(天正十二)　岡部越中守申次

岩崎對馬守殿、池谷肥前守殿、

本郷宿、地形結候而、新市場割渡候附、三人之者相觸候段、親候候、自期は、彼宿々といや相抱候由、尤任筋目申付候、後年迄も不可有相違候、本宿迄も、如前々、町人衆任置候、但本宿之爲土貢、每年五百疋宛、可出之候由、尤候、仍如件、

乙酉十一月十四日(天正十三)

一當市之日、諸色他所へ出事、相違有間敷候、但兵粮竹木は、堅出間敷事、

一於當市、商賣之物、諸色共に、役有之間敷事、

一當市へ來者、借錢借米、不可致催促、殊質取致間敷事、

一市之日、商人中に而、如何樣之問答有之共、奉公人一言も不可綺、町人さばきたるへき事、

右條々、新市庭之事に候間、斷而可申付候、若背此旨者有之者、代官並町人衆より、早々可致披露者也、仍如件、

戌二月晦日(天正十四年丙戌)　直定(花押)

本郷宿市場、

右の文書に表る池谷肥前守は、其子孫を要助といひて、是も當村にあり、古文書數通を藏し、前の五郎左衞門と同く、當所市店の地代を世々取來れり。○松山の諸文書は、戰國時代の驛市商賈に關する法例習俗の研究上に、無比の好史料とす、故に長文を嫌はず、此に錄載す。また松山觀音寺は、竹林坊と稱し、本山派の修驗なり、中興慶繁は三河人にて、德川公の知遇を得、慶長十四年、横見比企兩郡内一派の年行事職と爲る。元和三年、久能より日光へ、東照公の柩を移さるゝ時、此寺に追次駐駕の事ありと、故に寺内に東照宮の小祠を置きたり。又松山城主上田氏の建てたる經塚ありて、其碑銘に「元龜二年、施主上田能登守・源朝直朝眞、入道案獨齊、桑門宗調、生年七八」と見ゆ、此朝眞は諸書に又次郎政廣と傳ふる人なるべし。

市野川(イチノ)

今木郡の中央を貫通して、東西に流る、水源は男衾郡富田の山中に發し、高見原に出て、迂回して、東南に轉し、能增を過ぎ、菅谷の北に至り、東方に向ひ、羽尾を過ぎ、松山市街の東北に於て滑川を併せ、稍東南に傾き、吉郡に至り、又東位に進行し、小見野村に至り、荒川へ入る、長凡九里、水量多からずと雖、曲折頗遠し、滑川の合流以下に於ては、舊吉見と比企との郡界なりき。

羽尾(ハチヲ)

今中尾、水房、月輪、伊子等を合せ、宮前(ミヤマヘ)村と改む、松山町の西、市野川、滑川の間なる山野を占

めたり。

伊古神社（イコ） 今宮前村大字伊子に在り、式内に列せる舊祠也。松山町の西北二里、二宮山（海高百三十米突頗顯著す）の邊に在りて、淺間（アサマ）明神と云ひ、舊号嘗圓光院。○新記云、伊子村は伊古乃速玉[illegible]神社あれど、其神號を下畧して呼べりと、一に淺間明神と云ひ、郡中の惣社なり、往古は大社にして、一の鳥居は在家村の小名内青鳥に立ちしと、按ずるに此内青鳥は、小田原役帳に青鳥居とあれど、當社の鳥居なりしことは疑ふべし。

福田（フクタ） 今和泉、土鹽、山田、菅田などを合せ、福田村と云ふ。滑川の溪谷に屬し、[illegible]と堺し、[illegible]に接す。

（泉）（勝田） 東鑑、建久四年三月の條に、毛呂太郎季綱、勸賞として武藏國泉（イヅミ）、勝田の地を[illegible]と見えたり、泉は此和泉郷（サト）にて、勝田と隣る、勝田は今[illegible]、菅谷などに合し七郷村と改稱す。○新記云、[illegible]、本尊彌陀、寛保年中、此像修理の時、胎中より古書を得たり、其文に、
中尊心仏、建長六年甲寅、五月七日、[illegible]、
奉修復、[illegible]、[illegible]觀音[illegible]、
各々二體、右志者、為父孝□安聖靈、滅罪生善、受大[illegible]
檀主等、[illegible]、後生淨土、奉修覆如件、
大旦那沙彌西蓮、大芳縁源氏所生君達、院主阿闍梨圓[illegible]、[illegible]、五郎入道、

滑川（ナメカハ） 今七[illegible]の中[illegible]、[illegible]なるが、[illegible]、[illegible]、市野川へ入る。

都幾川（トキ） [illegible]秩父郡に[illegible]し、[illegible]村と云ふ）に發し、小川町を過ぎ、菅谷に至り、[illegible]川を容れ、東南に進み、高坂村正代にて、越邊川へ入る、長七里。新記云、都幾川は比企郡の中程を西より東へ流る、水源は秩父郡の山間より出でて、郡中なる慈光山の溪間より湧出する清水と合て一條の川となる、慈光山を都幾山と號す、故に此川を都幾川と稱すと云ふ、源平盛衰記に「木曾義仲[illegible]へ退きしに、[illegible]に來るに及ばずとて、武藏國月田川の端、あなとり野に陣取」とあり、[illegible]野は郡の中央にて、月田川と記せしは、此川なるべし[illegible]なり、月田の字若しくは、衍字ならん、當時下流までつき川と號せしならん、[illegible]（[illegible]の南）にて[illegible]川に入る。○今按、此河は兩支源、共につき川と稱するのみならず、[illegible]記には、[illegible]川と[illegible]を[illegible]なるが如くに[illegible]せたり、[illegible]なきなり。

都家郷（ツケ） 和名抄、比企郡都家郷、[illegible]、高山寺本、訓豆計。○今高坂村なるべし、都幾川の南にして、越邊川を[illegible]入間郡に堺す、都幾川も此郷名に因る所あるが如し、[illegible]都幾山[illegible]山を[illegible]山と云ひ、山下を都幾川と云ふを以て、此比企郡の都家郷をも此山間に推し充てんとするは非なり。凡て今の比企郡の西半部は、古の男衾郡の域内なれば、相渉る所なし。蓋都家の根本は、水名、山名に出て、古の男衾郡の域内なるも、其流末なる比企郡の地にも及ぼし、遂に郷名を比企郡に遺したる也。又都幾川の[illegible]、[illegible]はツキにて、ツケと共に、一語[illegible]に出でしならん。

高坂（タカサカ） 今高坂村と云ひ、[illegible]の岩殿、本宿、田木、正代、[illegible]、[illegible]田木[illegible]と為す。都幾越邊の二水の[illegible]北に[illegible]、[illegible]に接し、[illegible]、西方には岩殿山[illegible]、[illegible]の[illegible]に[illegible]、[illegible]里、[illegible]へ[illegible]里。新記云、[illegible]時[illegible]にあくる、[illegible]年の[illegible]日に「武藏入西高坂郷」と[illegible]、又[illegible]十八年、[illegible]京鹿[illegible]寺[illegible]に「武藏國[illegible]、同國高坂郷」とあり、この所か、されど郡名をのせざれば、多摩郡の高坂村なるもしるべからず、又小田原役帳に、[illegible]通寺、八十貫文、入西高坂[illegible]下とあり、[illegible]入西と載せたるは、郡を誤り記せしにや、はた入間郡に近き地なれば、古へ入西に屬せしもしるべからず。

正代（シヤウダイ）（小代） 今高坂村へ合す、高坂の東にして、都幾、越邊の二水の合流する地とす、又小代にも作り、[illegible]の名に、小代[illegible]行平の故里とす。新記云、入西郡法恩寺年譜録、元應二年の條に、入西郡小代郷と見え、元徳年中の條には、入西郡小代郷國延名とあり、小代は其地も入西に近き所なれば、當時彼郡に屬せしならん。○肥後國志所載、小代行平[illegible]の一條に日く、右大將の御料、信濃國三原の狩を御覽の爲めに、御下向、于時建久四年也、武藏國大藏の宿に付給ひて、小代八郎の宅を通りたるかと御尋有けるに、梶原平三[illegible]、[illegible]に付けるに、行平は[illegible]寺遣立、明日[illegible]養に[illegible]、[illegible]候間、彼の[illegible]に依りて、還參仕まつりて候由を申上げたるに、其の[illegible]ならば近隣の者に、[illegible]供養に逢ひて後參る可き由を、梶原に仰せくださるゝ上、梶原の三郎兵衛尉[illegible]を御使にて、黒き御馬を給はる、[illegible]其の[illegible]は、[illegible]の[illegible]なり、[illegible]引き立てゝ、[illegible]を[illegible]に引[illegible]たりき、[illegible]の旨に任せて、[illegible]を過ぎて後、行[illegible]に[illegible]たる人々、[illegible]出名[illegible]に[illegible]る、御料[illegible]、[illegible]馬[illegible]給はりたる面目[illegible]、兎田十三町充て給はりて、彌面目を施こしたり、且は後兎田事十二町とて充給はりたれとも、内検殿く屋數數个所有り、云々。

岩殿山（イハドノ） 高坂村の西一里、標高百三十餘米突、[illegible]、山中[illegible]、[illegible]寺[illegible]あり。[illegible]記云、[illegible]にて、[illegible]人[illegible]に集へり、

山下は古の寺蹟にや、壘址を鎌倉殿基氏の陣城と云ふ、按に、太平記に「貞治八年八月、基氏武州岩殿山にて、芳賀伊賀守高貞入道禪可と合戰ありし由」を載す、其頃の戰蹟なるべし、又梁田家譜に、公方基氏、比企郡の內岩殿山一戰に利を失はれし時、梁田右京亮經助、粉骨を抽て、還て大利を得たる功によりて、下武藏小澤鄕拜領、と見えたり、此岩戶山と書しも、岩殿山の誤ならん、觀音堂、石階數十級を經て山上にあり、坂東三十三所の第十番なり、東鑑には相州岩殿觀音のこと所々に出、將軍家信仰ありし由見えたり、されど比企の岩殿觀音の事はさらに沙汰なし、はるかの後、永祿十年九月、松山城責のとき、兵火のために本堂以下坊舍灰燼、緣起古記錄をも失ひたりしを、天正二年別當榮俊、檀越を募りて舊觀に復し、同十九年二十五石の御朱印を附せらる、鐘樓、元亨二年鑄造の鐘あり、「武州比企郡、岩殿寺、三尺五寸鐘一口」云々と銘す、此鐘昔軍器に用ひ、所々へ持運れし故、銘字も自然に磨滅す、縱橫に瑕數多ありて、いかさま兵器に用ひたりしこと想ひ知らる、大經藏に明板の一切經を藏す、萬治三年、水野石見守忠貞が寄納する處なり。

石坂（イシサカ・イハサカ）　今今宿村へ併せらる、高坂の西南一里餘、越邊川の北岸に居り、入西の諸村と相對す。

新記云、朽木氏建治三年、元德年中等の文書あり、其間解し難きことあれど、當所は池大納言賴盛より、河內次郎賴盛まで傳來せし知行なりしを、外戚の因あれば、朽木兵庫助時綱が子、朽木万壽丸に與へしと知らる、万壽丸後出羽守經氏といへりと、其元德の文書に云ふ「ゆつりわたすしそくまんじゆ丸所、たんごの國くらはしのかうの內、よほろの村のちとうしきの事、かまくらあまなは魚町東頭地一圓事、むさしの國ひきのこほりの內、いはさかの村の事、あはの國へすはらの村の事、」云々、建治のものには、比企郡南方石坂鄕內、田在家、平時賢遺領、云々。

今宿（イマジユク）（赤沼）　今赤沼、大豆戶、小川、及び石坂をも併す、石坂の西にして、同く越邊川の北岸に居る。本名は赤沼の今宿なりしが、近年本末を顚倒したり、松山の西南二里。

新記云、今宿村はもと赤沼村の內なりしが、後に分れて別村となれり、元祿の圖に始て載せたれば、其以前のことなるべし、江戶よりの行程十四里、東南は越邊川廻り、對岸は入間郡なり、民家連綴して宿驛に似たれど、馬次の所にもあらず、少の河岸場ありて、近鄕の材木薪を要にて筏とし、江戶へ出せるを以て、土地賑へり、大豆戶村の三島社、當村昔は彼神領にてありし故、勸請せしものと見えたり、慶安二年、社領十二石の御朱印を賜ふ、村內の鎭守にて、本地藥師の古像を置く、

（大豆戶）　伊豆國三島文書曰、寄進、三島社、武藏國比企郡大豆戶鄕、明石左近將監跡、右爲天下安全、武運長久、所奉寄附之狀、如件、應永二十四年十月、左兵衛督源朝臣。

熊井（クマヰ）　今高野倉、山田、須江、大橋などを合せて龜井村と改む、赤沼の北にして、山野の間に散在す。

法恩寺年譜錄、文安元年、比企郡內熊井、云云、畠在家等事、越生兵庫助本知行分也と見えたれば、當村は貞治、應安の頃、越生氏の領地にして、後法恩寺領たりしこと知るべし。龜井とは近世比企郡の大部分に被れる庄號なるが、古書に徵すべき者なし、今は龜井、高野倉の邊の村名に轉ぜしなり。

（龜井）

泉井（イツサヰ）　今熊井等に合せ、龜井村の大字とす。〇古蹟雜誌云、先年、比企郡龜井村大字泉井の字新沼より發掘せりとて、東京帝室博物館に藏する遺瓦片あり、刻銘の文字ありて、之を摸刷すれば、實に左の如し、

高（高麗郡）　大（大里郡）　見（橫見郡）
父（秩父郡）　幡（幡羅郡）　榛（榛澤郡）
男（男衾郡）　入（入間郡）　埼（埼玉郡）
豐　豐島（豐島郡）　大井（久良郡大井鄕）
寂？

この新沼の地は、東西八十間、南北五十間、南に水田あり、西に池沼と清泉とありて、北に山林あり、慶應年中この山林を開拓して、瓦窯の舊址を發見したり、蓋當國國分寺の葺瓦といふ。

須江（スエ）　今龜井村の大字とす、岩松文書、建武二年、矢野伊賀入道善久跡、比企郡須江鄕とあるは此也。

高野倉（タカノクラ）　今龜井村の大字とす、熊井の西にして、入間郡越生町の北方なる分水嶺に倚り、郡界に臨む。〇新記云、高野倉村の筐山、登り三町許の山なり、此所を古城跡なりと云ふ、されど何人の居住せしにや、其名を傳へず。

鷹倉鄕（タカノクラ）　和名抄、男衾鄕鷹倉鄕。〇原書鷹と云ふ文字を疑ふべし、一書に類聚名義抄、鷹訓加利、鷹倉或訓加利久眞、干祿字書、鶬鵝上俗下正、本邦古書多用之、鶬或鶬字之譌と論せり。されど鷹倉の地名今聞こえずして、高野倉あり、鷹字缺畫すれば鶬に疑似す、今假に改描して載せ、後の考定をまつ。高野倉は後世比企郡に屬すれど、此邊赤沼、菅谷、大藏の一帶以西は古の男衾郡內なること、諸鄕の位置に比視して知らる。

榎津鄕（エナツ）　和名抄、男衾郡榎津鄕、訓衣奈都。〇今詳ならず、もしくは玉川村、明覺寺などにあらずや。慈光寺と號する古刹ありて、弘仁年中の郡領、榎津鄕戶主壬生吉志福正などの興立にやと想はるればなり。されど徵證のなきことなれば、唯心あてに云ふのみ。

玉川（タマカハ）　今玉川村と云ふ、今宿の西北二里、都幾川の支源、大野川の溪谷に在り、菅谷村の西南に方り、一里

を禱つ。

玉川村光明寺、天正十八年、前田利家の出せし制札に、妙覺郷光明寺、と書したり、此玉川名義定かならざれど、當時に玉壺川（タマツボ）あれば、其中略にて唱ふるなるべし、〔春山上、昔の靈寺とす、山上にあり、古松繁茂せり、麓を玉壺川流る、其南岸皆岩石なるが上、河の中にもこゝかしこと大石さし出たれば、流水これにせかれて屈曲しつつ流るるさまなど、寺より望むに奇景と云ふべし、[illegible]四萬寺、調聲の額に、長さ尺許なるを安置す、此像の銘に「文正四年、[illegible]四月、作之、大日那[illegible]原[illegible]、大工貫吉」とあり、[illegible]見ゆれど、[illegible]讀して定かならず、寺僧の話に、青鳥城主高瀨彈正高[illegible]の寄附なりと。〔新風土記〕

（玉壺川）

桃之木（モモノキ） 今本郷、村岡、瀬戸、當原、馬場、大門などを合せて、明覺村と云ふ。明覺（ミヤウガク）とは中古以來の郷名にして、[illegible]村、玉川村までこめたり、

新記云、平村觀音堂寺[illegible]に、天文[illegible]年の[illegible]に、武州本比企郡、妙覺郷とあり、又玉川郷光明寺、天正十八年の制札に、妙覺郷と見え、明の字にかゝはりしは、後のことゝ見ゆ、[illegible]木八幡社は、妙覺郷八ケ村の鎮守とす、縁起に日く、延暦二十四年の勧請、其後[illegible]を經て、建久四年、右大將頼朝、社領若干を寄附せしめ、祈願所とせりと、此書は近き頃記せしものにて信じ難ければ、社地のさまなど古き鎮守なるべく見ゆ、[illegible]妙覺寺、此邊の郷名を妙覺と唱ふるは、當寺より起りし由寺僧は云へど、此寺もとは明王院と號せしを、近頃妙覺と改めしことなれば、此寺かへりて郷名の字をとりしものと知るべし。

（明覺）（妙覺）

慈光山（ジクワウ） 玉川村の西にして、[illegible]（タヒラ）村の北境とす、[illegible]村に屬し、都幾山とも号す、山中に慈光寺あり、山背は小川、青山の溪谷にして、山西は秩父郡界の[illegible]山[illegible]云ふ。

新風土記云、平村は多武峯觀音堂寺[illegible]、天文九年の鐘銘に、比企郡妙覺之郷平之村塔峯とあり、慈光山は往古より觀音安置の山なれば、慈光の名を得たりしならん、山上よりの眺望殊にこれ[illegible]、多く[illegible]、都幾川は慈光寺の山間より[illegible]に[illegible]あり、[illegible]流れ出づ、川の兩邊は岩石峙ち立て、水勢せかれて自在に流るることを得ず、左に分れ右に合し、怒號して人語も聞くべからず、其岩碎けて[illegible]に散れり、[illegible]、[illegible]寺中に[illegible]、[illegible]の苦を知らず、かゝる奇怪の勝地は、近邊さらに見ざる所なり。

（平）（都幾山）

慈光寺（ジクワウ） 慈光山の中に在り、中古天台別院とし、[illegible]たる靈場にして、當國には無双の名跡とす、されど東國僻地に在るが故にや、多く世俗に唱へられず、殊に近年は山中荒廢、什寶の法寶なきさ[illegible]りとぞさけり。

新記云、慈光寺は其山號[illegible]九丁余有り、當寺を都幾山一乘法華院と號す、開山は[illegible]有り、元亨釋書、本朝高僧傳等を按ずるに、釋道忠、鑑眞和尚を戒[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]なり、[illegible]、又釋書に、釋圓澄は、武州埼玉郡の人にして、寶龜二年に生れ、十八歳にして道忠菩薩に事ふとあれば、其年暦も大概[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]ら、

[illegible]文書に「今度[illegible]、[illegible]之事、[illegible]、可抽忠節年代[illegible]

御祈禱所、[illegible]、當寺者、本自所有[illegible]也、[illegible]、予直領、遺信濃守殿長、[illegible]於件寶前所也、[illegible]云々、[illegible]品山次郎重忠の大伯父なり、是は東鑑文治五年六月と、十月との條に、慈光山[illegible]院主の事を記せるに因りて、[illegible]加へたらん、[illegible]其年六月の條に、其年四十九日[illegible]中、[illegible]一通の文書に、比企郡慈一山慈光寺、天台別院、建久二年云々と見ゆるも、採りて[illegible]

[illegible]一部[illegible]百二十巻、貞觀年中書寫の遺經にして、[illegible]元表面不清、无偏染面不染者、[illegible]寶之父母、聖賢之[illegible]、[illegible]十方[illegible]、貞觀十三年、[illegible]從六位下[illegible]

[illegible]近時代見[illegible]、古寶は[illegible]

[illegible]の護障を修し、斷食して化せし由、元亨釋書に見えたり、

八社權現社は一山守護の社なり、明應年中の鰐口、今その器は失ひ銘文のみ存せり「武州都幾山慈光寺、八所權現鰐口、明應七天戊午、十一月二十六日、大工家吉敬白」。

大野(オホノ)

今椚平(クヌギダヒラ)と合せ、大野(オホノ)村と改め、秩父郡の管内とす。平村の西にして、其分水界は大野峠と稱し、秩父大宮郷の東方三里にあたる。

新記云、秩父郡大野村は武光庄大河原郷玉川領に屬す、外秩父なり、水田なく陸田のみ、男女農業の隙に、男は薪を伐り女は絹麁布を織り生業とす、高篠峠は村の西の方登ること一里にして、絶頂に至り二岐に分る、西の方に下れば横瀬村に達し、北の方に下れば定峰(サダミネ)村に至る、此道は入間郡越生郷より來り、當村と宏平村を經て栃谷村に至り、秩父三十四ヶ所の觀音、第一番目四萬部寺への順禮道なり。

大野川(オホノ)

大野峠の東方に發し、慈光山の下を流れ、稍北に折れ、玉川村を經て菅谷村大藏に至り、槻川に會す、即都幾(トキ)川の一支源なり、然るに、武風土記に「大野川は秩父郡の東、高篠山峠の谷間に源出し、椚平と平村との間を流れ、入間郡へ入り、龍谷川に會し、越邊川の名あり」と述べしは非なり。

郡家郷(コホド)

和名抄、男衾郡郡家郷。○今唐子村に神戸(ガウト)てふ大字遺る、諸州の例に據れば、郡家を「コホト」「ガウト」と轉訛せる者とす、神戸の西北は即菅谷村にして、此間蓋古の男衾郡の中央にあたる。

唐子(カラコ)

今神戸、石橋、葛袋を併せて唐子村と云ふ、野本村の西に隣り、其石橋、唐子は都幾川の北なれど、神戸、葛袋は水南にして、岩殿山の北にあたる。

上唐子には氷川社を鎭守とし、下唐子には白髭社を鎭守とす、白髭は當國にて高麗氏の祖神とすれば、此唐子も本は韓別の民の住居せしない ○關東合戰記、永享十二年、村岡合戰の條に、長棟庵主は七月八日、神奈川を立て、野本、唐子に逗留し、同八月九日、小山庄祇園城に着玉ふ、云云。（太平記、武藏野合戰の條に、唐子氏の人名見ゆ。）

石橋(イシバシ)

今唐子村へ合併す、下唐子の東にて、野本村下青鳥に近接したり、上青鳥といへる地なるべし。○新記云、石橋村は小名宿青鳥(シュクアヲトリ)、内青鳥、石橋の三區に分れて各長家あり、古は宿青鳥、内青鳥もおのつから別村なりしを、いつの頃よりか二所とも石橋村に合せらる、小田原役帳に「多米新左衛門か知行、四十五貫文、松山筋石橋卵撿地」とあり、當所に城蹟あり、山林にして反別凡二町許、今も西南の方には空堀の跡あり、相傳ふ、往昔青鳥判官藤原恒儀住せしと、是いかなる人と云ふことを知らず、按に隣村羽尾村の鎭守に、恒儀の社あり、是れ青鳥恒儀の靈社にて、天長六年卒せし人なりと、又當所の東に、長さ一丈餘、幅二尺五寸許の古碑あり、表面に「應安二己酉卯月、施主敬白、右志者、引上道善□靈七ヶ年之忌□□作」とあり、いかなる故にや、土人はこの碑をさして、虎の御石と云ふ

（須賀谷）

菅谷(スガヤ)

今菅谷村と云ひ、大藏、將軍澤、鎌形、平澤、志賀等をも併す、松山の西二里。此は中古鎌倉及び武藏府などより、上州信州へ向ふ通路にあたり、今も小前田、兒玉の方へ通ずる一路之にかかれり。古書或は次賀谷(スカヤ)に作り、正保圖に須賀谷とす。（長享、延德の菅谷原合戰は、平澤寺及び大里郡高見原を參考）

新記云、菅谷は江戸より十五里、古は須加谷と書きしを、假借して今はかく記せり、江戸より秩父郡、或は中山道へ出る脇往還にして、人馬繼立をなせり、古城蹟、凡三丁四方の地にして、南の一方は都幾川をもて要害とし、其餘の三方は空堀ありて、所々に堤の形殘れり、其内は總て陸田となりたれど、今も本丸二丸三丸等の名あり、梅花無盡藏に「長享戊申、八月十七日、入須加谷之北、平澤山、問太田源六資康之軍營」と、又東路土産に「鉢形を立て須加谷と云所に、小泉掃部助の宿所に逗留」云云とあり、今も當所より上州に至るに、小川、鉢形と人馬を次て順路とす、又此を畠山重忠居城の地ともいひ、後岩松遠江守義純、一旦畠山が名跡を續ぎ爰に住せしなどいへり、東鑑、元久二年六月の條に「重忠、十九日、小倉郡菅谷を出て」云云とあるは、全くこの地のことにして、郡名はたまに誤り書せしにや。

往時、鎌府の猶盛大なるや、相州より上州信州に往來するもの、路を武州の西偏に取り、府中より入間川に出て、比企、男衾の山野を經由したり。宴曲抄、善光寺修行日「結ぶ契りの名殘をも、深くや思ひ入間川、此里にいさ又とまらば、誰にか敷妙の枕並べん、と思へども、妹にそはずの森にしも、落る涙のしがらみは、げに大藏につき川の、流も早く比企野が原、秋風はげし吹上の、楢もさびしくなりぬらん、打渡す早瀬に駒やなつむらん、たぎりて落る、涙の荒川行きすぎて」云々。此文中、そはずの森と云ふは、大藏の南方なるべけれど、後世其名を傳へず。吹上(フキアゲ)は師門物語にも見え、男衾郡塚田宿の次驛とすれば、本郡内にして、蓋奈良梨邊にあたる。

（吹上）

大藏(オホクラ)

今菅谷村の大字にして、都幾川の南に居り、將軍澤と相接す。

新記云、大藏村は昔帶刀先生源義賢が、武州大藏館に居りしと云ふ舊地なれど、其遺蹟のたしかなる事、今は傳へず、久壽年中の事也、古墳畑中にあり、相傳ふ、帶刀先生義賢が墳墓なりと、高さ三尺許とおぼしき塔なれども、半は土中に埋り、且五輪も缺損し、其中わつかに梵字を彫りたる一石のみ殘れり、それに雨覆ひをなし注連を引き、土人は又尼御前の碑なりとつたふ、これも定か

ならず。○天保年中、大藏村の字石井土に、義賢の墓碑を建てたり。義賢は六條判官爲義の二男にして、帶刀先生、又は多胡先生と稱す。〔帝王編年記、立川寺年代記〕長門本源平盛衰記に、「彼義賢、去仁平三年夏の比、上野國多胡郡に居したりけるが、秩父次郎大夫重隆が養君に成て、武藏國比企郡へ通ひける程に、當國にも限らず、隣國までも隨ひけり」とあり、重隆は館本には重澄とあり、諸家系圖纂所載、畠山系圖には「重澄、次郎太夫」とあり、重綱の子にして、秩父太夫重弘の弟なりとぞ。平治物語、待賢門の戰に、義平の[illegible]「此手の大將は誰人ぞ、名乘れきかん、かく申すは清和天皇九代の後胤、鎌倉の惡源太義平と申す者なり、生年十五歳、武藏の軍の大將として、伯父帶刀先生義賢を討ちしより以來、度々の合戰に、一度も不覺の名を取らず、年積つて十九歳、見參せんとて、直中へ破つて入り」云々。

將軍澤（シャウグンサハ）　今菅谷村の大字なれど、大藏の南にて、須江、熊井へ近し。其に將軍の墓なりと稱する者ありて、大宮權現と唱ふ、將軍澤の名も之に因ると、土人の常談也し。此一村は往時上州世良田長樂寺領なりしこと、古文書に所見あり。

世良田長樂寺、修理用途、永代寄進、武藏國比企郡南方將軍澤郷内、二子塚、入道跡、在家壹宇、并田二段、毎年所當八貫文事、
右依爲氏寺、爲末代修理、永代奉寄進者也、然者及子孫、不可有違亂、背此之旨輩者、永可爲不孝仁、仍自筆之状、如件、
元德二年八月三日　[illegible]

文中南方將軍澤と記せしは、往時郡中の南北二つに分ちしめしことなり、又小名に三段田あり、[illegible]塚（[illegible]塚ともいへり）といふ、[illegible]なるべし、古塚は德川氏の遺趾にあたり、清義の舊趾、靜眞入道教氏、正安元年の寄進状もあれば、入道跡とは、即其遺領の義とす。

鎌形（カマガタ）（清水）　今菅谷村の管内なれど、大藏の西南に隣り、市川に瀕したり、俗説、清水冠者の在名の出所とぞ、[illegible]し。○新記云、清水は鎌形村の南の方にありて、竹藪の間より[illegible]小流なり、[illegible]清水と呼べり、旱魃にも水涸ることなし、八幡社、村の鎮守にして、天正十九年、[illegible]二十石の[illegible]を賜はる、又當所[illegible]は往時軍[illegible]に[illegible]、今[illegible]寺の寶[illegible]、鐘に「上[illegible]、[illegible]」、[illegible]、「武州比企郡、鎌形郷八幡宮[illegible]、大[illegible]大野安[illegible]、文明十一年己亥八月九日」とありたれど、元は上野にありしを當所へ持來り、[illegible]へ寄せしならん、さわあれ古社の證とはなすべし、又[illegible]二[illegible]を[illegible]とす、一は圓徑五寸五分、彌陀の坐像を鑄出す、傍に「安元二丙申天、八月之吉、清水冠者源義高」とあり、一は圓徑四寸八分、藥師の坐像を鑄出し、左傍に「貞和四年戊子年、七月日、大工[illegible]」とあり、義高は木曾[illegible]の子にして、大藏帶刀先生義賢の孫にあたる）

平澤寺（ヘイタクジ）　今菅谷村大字平澤に在り。[illegible]記云、東[illegible]に「文治四年、武藏國比企郡平澤寺院主、[illegible]」とあるは當寺のことなるべし、されど今は開山も傳へず、いつの頃にや一度廢寺となりしを、郡中[illegible]村[illegible]寺の住職重永、天正の頃にや、中興せしと云へり、[illegible]東路土產に「須賀谷に[illegible]、小泉掃部介の宿所に逗留し、其[illegible]の[illegible]、此寺の本尊は[illegible]、池にふりたる松あり」とのせたり、是によれば永正の頃までは存せしにや、[illegible]廢したるは[illegible]より後のことなるべし、[illegible]ける塚に、土人長者塚といへ[illegible]に、古木の[illegible]、[illegible]日[illegible]、鋼に[illegible]、信濃里が梅花無其戰、長享二年八月の條に「十七日入須賀谷之北平澤山、問太田源六資康之軍營、於明王堂畔、二三十騎突出迎余、又云、七月十八日、須賀谷有兩上杉戰、死者七百餘員、馬亦數百疋」明王堂今も寺中に在り。

[illegible]白、[illegible]毘沙門[illegible]典、本施入如法經御筒一口、
右志者、爲自他法界平等利益也、
久安四年太歳戊辰、二月廿九日、當國大主、散位平[illegible]、[illegible]方[illegible]等、藤原守道、安部末貞、藤原勝貞、

千手堂（センジュダウ）　今菅谷村の大字に呼ぶ、平澤寺の南にあたれり、入間郡黑須、蓮華院觀音堂鰐口の銘に、「武州比企郡千手堂鰐口、寛正二年辛巳云々」

奈良梨（ナラナシ）　今横田、中爪、能増、高谷、高見等に合せ、八和田村と改む。菅谷の北西にして、男衾に至る通路にあたり、市野川の峽谷に居る。
新記云、甲[illegible]清運寺に藏する鰐口は、もと當所の十王堂に掛しものにて、永享十一年六月、願主[illegible]の銘ありと、されど十王堂は何の頃廢せしや、今は其跡をも失へり、一條の街道は、兒玉郡への通路にして、天正十年、北條家より當所へ出せし傳馬の掟書あれば、天正の頃は既に驛場たりし事しらる。

掟、奈良梨

一從上州表傳馬之事、奈良梨より高見へ可次、此方者次菅谷へ可次事、
一近年境目に付而、諸村不[illegible]之由[illegible]聞、只今より未中三ヶ年者、常者一日參疋定置候、例式者更傳馬之用所も有間敷候へ共、先未前之定、一日に可爲三疋、出馬之時は一日に拾疋可立事、
一常に者一日に三疋之外、何と申付候共、傳馬來重候共、先未前に、三疋之外不可立、日遣に可致之事、
一出馬之時拾疋、是又未前に、何と付置候共、拾疋之外

不可立事、
一、安言を好々可見旨、可除一里一錢と有之傳馬をは可除、拘又可除安言無之者、公方荷に候共、其外者不及沙汰、速從日付之前、一里一錢請取而、其上可立之事
一、日付之安言、好々見屆、先次第之所、分明に可致之、自然入筆等、為紛事有之者、不用立而、其印判を可致披露事、
一、萬一、或常三疋之外、或動之時、十疋之外有之者、縦公方荷に候共、傳貨を可出間、其貨を從日付前請取、可成儀をは可遂濟事、已上、
右七ヶ條、當郷可存其旨、縦に安言も不見旨、或恐權門、或隨時之强儀、法度之外、傳馬を立に付は、當郷自滅迄候間、不及是非候、仍定所如件、
天正十年壬午十二月九日（北條家虎朱印）

鷹巣山（タカノス）　今八和田村高見の東なる一峯にして、高津堂とも云ふ、一書に、高見付の四山（ヨツ）と云ふも、是なるべし。山北は即大里郡男衾村の大字鉢形なり。○古戰錄曰「天文十四年、氏康忍の成田、鷹巣の小幡を味方に引入、鉢形を松山に置し、守禦の備を設け、頓て小田原に凱旋あり、河越城は左衛門大夫久しく籠城せしが、此後は大道寺駿河守城代たらしめて、綱成を玉繩城にかへらしめらる」按ずるに、鷹巣は男衾郡の属なり。

高見（タカミ）　今八和田村の大字にして、直に大里郡男衾村の今市に接す。延德元年十一月、上杉修理大夫定正、古河の政氏を誘引し、二千餘騎を率して、當國高見原に出張せしかば、上杉民部大輔顯定、三千餘騎を率し、出向て對陣す、同き十五日一戰に及びしに、顯定が軍兵裏崩して敗北せしこと、鎌倉管領記等に見えたり、高見原とは即此邊のことなるべし（今大里郡、舊男衾郡系崗の今市の條を參考すべし、高見原は今市の管内にて、往時の上州、信州より鎌倉への往還にあたる）

多箇郷（タカ）　和名抄、男衾郡多箇郷。高山寺本、多留郷。○今詳ならず、留は箇の誤ならん、即高（タカ）なり、高山寺本多留と云ふも考ふべし。されど高見の名存するに因り、多箇と云ふ方稍據あり。〔新風土記にオホノエと訓み、大里郡小江川の地にあてしは採り難し〕高津堂山あり、高見、能増、古里（フルサト）の諸村里之を遶る、大畧此四邊を古郷域とすべし〕

川原郷（カハラ）　和名抄、男衾郡川原郷。（高山寺本、作川面）〔今小川町の邊に、大川原郷の名のこれ、即此なるべし、即小川町、大河村、竹澤村、及び大河原村（秩父郡）等にわたる、槻川の峽谷の中にあり〕

小川（ヲガハ）　今小川町と云ふ、人口五千五百、菅谷の西一里半、槻川の谿口にあたり、秩父郡への通路を扼す、山中の名邑なり。新記云、小川村は秩父往來にして、又八王子より上州道の宿驛にして、民家軒を連ねたれば賑へる地なり、此邊にては紙漉を餘業として、細川、程村、仙過、岩國、岩城、小菊等も製すれど、總名はなべて小川紙と呼び、所々へ出して鬻げり、其價年毎に二萬金餘と云ふ、又當所にて素麪を製せり、是を小川素麪と唱へ、此邊の名物とせり、市立は毎月一六の日なり、大聖寺、天台宗、下里に在り、石青山威德院と號す、寺傳に開山は希融、開基は平貞義なりと、共に卒年を傳へず、境内山腹に建たる康永年中の六面塔に、開山希融平貞義の名字たれば、其年代推して知らる。（石塔高三尺餘、各面に法華經一千部と首題す）

青山（アヲヤマ）　今腰越、古寺、増尾、飯田など、合せ、大河（オホカハ）村と改む。小川町に隣接して、其西南に散在す、新記云、古寺（フルテラ）村の西の方の山麓に一窟あり、其左右に岩石そばだちて、凡三四間四方もあるべし、彼岩石の間には石鐘乳多く生す、又岩間より清水滴り出て、蓮池の如き所あり、これより岩窟へ至れり、屈曲して三十間程入れば、鐘乳殊に多し、これより先の止りを極めしものもなし、是に祀れる小祠、近村に二三所あり。

（古寺）

増尾（マシヲ）　今大河村の大字にて、小川町の西に接す。○新記云、古墳、増尾村の北に在り、径十間高二三間の塚なり、寛文年中、村民等この塚を切崩して陸田となさんとせしに、石室現はれしゆゑ、其事中にして止たりしと、石室の奥行四間許、内法の高さ六尺幅五尺餘、總て青石を以て疊み上げ、又五六寸角なるものを柱石となして、所々に設けたり、室中入口の左の方に、建治四年二月二日と刻す、大梅寺、曹洞宗にて大塚（オホツカ）村に在り、里傳ふ、當寺は建治二年、後深草院第三皇子、梅皇子の建立し玉ふ所なり、彼皇子は正元元年故有て當所へ下向し薨し玉ひしを、當寺に葬り奉ると、いと覺つかなき說なり、其梅皇子塚、大塚村の北に在り、六尺四方、高三尺許の塚にて、上に斷碑一基を建つ、元もうけ難き說なれど、村名もこの塚より起るといへば、とにかく故あるものとは見えたり。〔大塚村は今小川町へ合す〕○高麗信覺抄の眼書に「文永六年、武藏國北企郡北方、障師宮帰政所註文筆」とある障師宮の跡地にて、當時武家の庄郷として、其政所の地なりしを知る、且當時既に北企男衾の郡界亂れて、此邊は北企へ入りて、北方と稱へしことも知られたり。

（大塚）

（障師宮）

笠山（カサ）　新記云、笠山は腰越村の西に在り、高さ五十町許、嶮岨の山なり、嶺に樹木生茂りて、笠の形に似たれば名とせり、又乳の狀に類すれば上人乳首山とも云、此絶頂を當郡と秩父郡の界として、笠山權現を鎭す。

竹澤（タケサハ）　中世の村名なるが、小川の北にて、男衾郡中に數へられしこともあり。元祿圖に、木部、靜呂、報復導の數村に分ち、近年又合同して竹澤村と稱し、本郡へ入る。新記云、竹澤村は正保改圖に、男衾郡の中に收め、元祿

圖亦同樣に載せたり、されど鎌倉圓覺寺所藏、應安二年の文書に「武藏國比企郡竹澤郷内、竹澤左近將監入道跡事、爲勲功之賞、被預置森田越中入道」云々と載たれば、古くは比企郡に屬し、中頃當郡に隷し、後又六村に分れし時、兩郡に分たれしならん、太平記、延元三年十月、矢口の渡に於て、畠山道誓と同く新田義興を謀殺せし竹澤右京亮も、此左近將監の一族なるべし。○[illegible]相模風土記稿云、[illegible]倉壽福寺文書、應永四年、氏満より[illegible]男衾郡竹澤郷を、[illegible]料に寄附あり

大河原（オホカハラ）

槻川の源にて、郷名に呼ばれ、外秩父なれど、昔秩父郡に屬す、今御堂、東安戸を合して大河原村と爲し、皆谷、白石、大内澤、坂本を合し、槻川村と爲す。小川町より西一里半にして御堂に至り、又一里にして皆谷に至り、其西界なる粥新田（カユニッタ）峠は、南北に連亘する分水嶺とす。

新記云、秩父郡大河原郷は、[illegible]大河原[illegible]、其子有馬允時村以下、數代[illegible]名を稱せし人なれど、[illegible]に仕せしこと[illegible]、又小鹿野[illegible]門[illegible]も、何れも此邊を領せしならん、御堂（ミダウ）村は郡の東にして、比企郡の界によれり、古は大河原村と稱す、村内淨蓮寺の縁記によるに、正和年中、大河原[illegible]太郎光興が領地へ、始て法華の道場を造營せん[illegible]、比企[illegible]、[illegible]間山と日蓮の[illegible]を安置するにより、御堂村と[illegible]しを載す、古[illegible]あり、其に小名[illegible]の内にあり、各長一尺六寸許、一は[illegible]、一は正中二年四月廿九日[illegible]、大近[illegible]、安戸（ヤスド）村、[illegible]主上田氏の菩提所也、安戸村[illegible]往昔は毎月五十の日に市立ありて、[illegible]殊に繁榮の地なりしが、享保の頃より市も廢し、次第に衰微せる村がらとなり、里[illegible]嘆けり

(御堂)

(安戸)

大河原之内、此閒者、齊藤に出置候、下増井半村之内山上免、出[illegible]三貫文指添、永代寺進申所實正也、於向後、無指合不可有之候、恐々敬白、

天文十九年、かのへいぬ、十[illegible]月[illegible]日　淨蓮寺江　(安獨齋) 宗調 (花押)

皆谷（カイヤ）

今坂本、大内澤、白石等を合せて槻川村と改む。○新記云、皆谷の[illegible]、[illegible]を距ること二町余、[illegible]の方谷合に入て、山の中腹一[illegible]あり、[illegible]を設て登ること一丈許に[illegible]あり、其廣七八尺許、奥まで凡十間許、高さ七八尺[illegible]に及べり、洞中の高所に又洞口あり、[illegible]多くすあり、[illegible]、石鍾乳往々に[illegible]、[illegible]、川の[illegible]、[illegible]含ありて、[illegible]、十人こ[illegible]小[illegible]、いつの頃よりか、毎月二七の日に坂本と云へる所に市を立て、[illegible]を賣買す

秩父郡

秩父郡（チチブ）

武州の西偏なる山地にして、荒川の發源する所なり。今管内二町三十二村、人口八万、面積六十方里と稱す、[illegible]高峻[illegible]、其深[illegible]、[illegible]、人蹟い印せざる所あり。

秩父は[illegible]、[illegible]、古の秩父國にして、武州に於て別に一境を爲すこと、往昔已に然り。國造本紀、知知夫國造、瑞籬朝(崇神)御世、八意思金命十世孫、知知夫彦命、定賜國造、秩父大神(云々神本紀には、八意思兼命見、天下春命、武藏秩父國造等祖とあり) 是れに據れば、謂ゆる知々夫彦が、[illegible]國の初めに、大神を奉齋せる者[illegible]、[illegible]に、景行帝安房國行幸の時「[illegible]郡[illegible]造の上祖、大[illegible]毛比、知々夫國造の上祖、天上腹天下腹人」○知々夫の名義は、先賢之を釋きて、乳（チチ）に擬し[illegible]つけ、銀杏（イチフ）の木を乳の木とも云へれば、其木の[illegible]に因めるやに[illegible]ぶ、されど、乳木と[illegible]、[illegible]を[illegible]とす、[illegible]の[illegible]は、古今[illegible]名[illegible]し、[illegible]云、萬葉集十九[illegible]ことは、[illegible]と云へり、[illegible]ふ木の實に、伊豆の大島などにありて、楊梅に似つと、或人の註抄に見えたれば、其國人に問ふになしと答ふ、相模箱嶺の人に問つれば、知知の木とは今のイチフにて、これ[illegible]なれば、[illegible]ならんと答ふ、銀杏[illegible]とは、[illegible]もなければ、[illegible]、古[illegible]、今も坂東の方俗に、銀杏の乳房なす[illegible]を[illegible]言するに、わが乳をよく出させたまへと[illegible]、[illegible]、此知々の木[illegible]、今按、秩父の鏡[illegible]は、比企、高麗、[illegible]る處にあれど、武甲山橋立寺を以て其最とすべし。此洞穴は中世のころほひには、[illegible]地獄[illegible]路と唱せられし如し、[illegible]物語曰「[illegible]穴あり、此穴に入れば、前[illegible]といふことを[illegible]、地獄の相をうつし[illegible]人[illegible]に逢と云へり、[illegible]に[illegible]ね侍るに[illegible]、いつ[illegible]と云所に、地獄へ[illegible]ふ穴あ[illegible]、[illegible]なり、地獄[illegible]に知

(知知夫國)

らず、穴あるは實なり」云々、又秩父三十四番の札所と云ふも、多分は此石灰山の岩窟を占めたるなり、畢竟何時の頃よりとは今其名なきかず。石乳の事、和名抄山石類に「新抄本草云、石鍾乳、出備中國英賀郡、和名以之乃知」とありて、頭注に「按、三代實錄、貞觀元年、於備中國、採石鍾乳、石鍾所出郡名、然延喜神名式備中國英賀郡二座、比賣坂鍾乳穴神社、井戸鍾乳穴神社、是可以證也、日本鍾乳石、按、古事記日、石之津氣、鍾聚成乳、滴瀝作石、故名石鍾乳、則知作鍾爲正」と述ぶ、古人の石乳に對する觀想をさとるべし

新記云、續日本紀に、慶雲五年、武藏國秩父郡より和銅を奉る、是れぞ往昔本邦にて銅を出すの始めなりとて、元を改て和銅元年とせられき、凡千載を經たれば、其遺蹤も定かに知り難けれど、今に黒谷村（原谷村）にて之を唱へり、又万葉集に武藏嶺といへるをば、此秩父の山かとも說く者あり、宗祇が方角抄に「秩父山の嶺は西のはしなり、武藏嶺と云ふも、此秩父山なり」と云々、貝原の木曾路記に、「秩父山は武藏嶺とも云ふ高山なり」と云々、上世には當郡より貢馬を奉りし牧ありしこと、拾芥抄にも見え、又は承平官符に「武藏秩父牧、御馬貢之」云々、古は其邊に住する武士を撰みて、牧の奉行別當に任せらるゝこと、式にも見えて、當國に限れり、左れば治承養和の頃、秩父庄司別當重能あり、武家の世となりて、駒牧も廢しければ、別當の任官も絕果てたり、牧場の舊跡も傳へされど、郡中野巻（ノマキ）村（今[illegible]村）こそ、古の野牧の跡ならん、（今按、秩父牧は岩田村ならん）陽成帝の御宇、多治比眞人武信、故ありて當郡中へ配せられ、年經て歸京せり、此武信が五代の孫、武經といへるが當郡中へ來住し、秩父郡を領せしと云ふこと、系圖に見え、此人の四代の子孫より分流して、丹、中村、黒谷、岩田、井戸、野上、白鳥、小鹿野、藤矢淵等の丹の黨起りて、各其莊名を立て、又北條氏邦に屬するまて、子孫村里を分領したり、又村岡五郎平良文が、上州綠野郡平井より秩父に移り、又其三代の孫平將恒、此地に來住し、武基、武綱、重綱、重弘、重能、重忠に至るまで、連綿として住せしが、重忠右大將家に屬せしより、居を男衾郡畠山へ移したり、又重忠が舊跡[illegible]なるあり、これは平兒玉保義が弟を、重忠が舊秩父重綱が養ひて、秩父平太行重と名乘らせたり、其子秩父武者三郎行綱は、壽永三年源義經の手に從ひ、一谷合戰の時に、搦手口の先陣に進みしこと、東鑑にも見え、夫より秩父氏の人々同書に見ゆる所多し、遂に世を經て、北條氏邦に屬せし秩父孫次郎などいへるは、行重が後裔なるべし、又往昔甲斐の武田氏、秩父郡の內を領せしことあつて、一族のもの安保氏に仕しにや、足利家よりの文書に「武藏國秩父郡安保名、云々、文和三年、武田瀨六入道殿」とあつて、月日の下に尊氏將軍の花押あり、瀨六入道信宗は、信玄より十代前の祖なり、然して思ふに、信玄が當郡を侵掠せんとせしことは、全く其謂れなきにしもあらず、而も武藏の守護は、もと足利家より上杉に賜ひし國なれば、秩父の押へとして鉢形城を取立て、長尾氏をして居らしめ、其後藤田を以て守らせける、然るに上杉次第に衰へ、小田原北條は漸々威を振ひ、天文年中河越夜軍に北條打勝てより、武藏國も大半北條が旗下となり、此時より藤田重利も北條氏康が麾下に屬し、氏康が二男氏邦を養ひ、初め秩父を名乘らせて、[illegible]しける、後に北條安房守氏邦と稱し、天正十八年に、家滅亡す。（地學雜誌云、關東山系は日本北部の西南部にして、東南東より西北西に走る平行褶曲山脈より成り、本州の北部表面中最高なる部分也、其前記の方向に伸びて整然たる皺波を爲す所の、秩父小佛古生層は、山系の構造上重なる岩石とす、其北邊に結晶片岩の露出あり、所謂三波川層是也、又山系の東端を見るに、西北西より東南東に向ふ所の岩層、突然橫斷せられ地盤陷落す、此陷落は關東平原創造の根元たるが如し、又轉して遙に東南を望めば、平原の東北に當り、筑波、佛頂、鳥之子、八溝の連山の南北に走るあり、而も之を査察すれば、八溝、鳥之子に於ては、層位全く關東隈高原のものと等しく、北より南に向ふと雖、佛頂に至り漸々右曲し、筑波に於ては遂に西南に走り、彼の關東山系と連絡を求むるの勢あり、此の如く平原の凹落を隔て、兩山系の相對するを見れば、其關東平原陷沒以前にありて、相連續し而して相共に彎曲せる一大山系をなせしこと顯然たり。又云、古生大統に屬する水成（深海）岩層、本邦に在ては、海外諸國に於ける如く、種別する克はず、本邦の地學者は、之を秩父古生層、及び小佛古生層の二種に區別せり、是れ本系統の岩層にして、最も完く發達せる地方種に依て名けし者なり、其上部は石炭系となり、下部は寒武利岩層と爲る）

外秩父（ソトチチブ）

外秩父十八村とは、分水嶺（正丸峠大野峠粥新田峠等）の東なれど、現に秩父の郡管に屬するを云ふ。卽今の名栗、吾野（アガノ）、大椚、大河原、槻川の五村にあたる。本村は是等の五村を、皆割きて、入間郡、比企郡へ係屬せしめたり。（名栗、吾野は入間郡へ、大椚、大河原、槻川は比企郡へ）

新記云、小丸峠の東、上我野（カミアガノ）鄕七ヶ村を、今本郡に隷すれど、古き檢地帳には高麗郡上我野鄕と記し、又高山村不動堂、及び坂石町分の法光寺、天正十九年の御朱印に、高麗郡吾野の內とあれば、本高麗郡なること論なし、土人の說に、妻坂峠の東、上下名栗村、及び皆新田（カイニッタ）峠の東を外秩父と云ふ。

正丸峠（シヤウマル）

又小丸（セウマル）に作り、小丸坂とも云ふ、秩父山中東方の分水嶺にあたり、入間川、飯能より大宮

(小丸坂)

郡に入る通路なりと云ふ、即皆野村と金ヶ崎村との間に横たはり、赤平川之に注ぐ、箕輪驛を距る五里、大宮郷四里、古名秩父赤と云へり

上杉一揆、名栗谷を通、高見坂を越、猶横山に出、有此関押、根小屋破江上遣候、然に南は小丸坂上、西は京坂上、南は平川之赤毛、北は横瀬川を境に定、竜行之間、可被申付候、若違背之輩に於ては可遂成敗候、仍下知如件、

元亀三年三月廿日　北條氏照　花押

逸見伊賀守殿

(寺坂)

正丸峠の西南に連なりて、是坂峠なり、即名栗谷より大宮郷に踰ゆる者にして、入間川の水源にして、又正丸峠の北にも一路あり、大野峠と云ひ、都幾川の水源、大野より山を踰ゆる者なり。是等の諸路、皆横瀬村に至り會合し大宮郷へ達すべし、正丸峠と正丸峠との間にも、山伏峠あり、武蔵國に属す

横瀬(ヨコゼ)

今横瀬村と云ふ、大宮郷の東半里なれども、道條を異にし、正丸峠より出づる横瀬川に沿ひて、(此流は黒谷に至り、荒川と合す)一貫して横瀬の一村にして、享保十八年分ちて[illegible]、武甲山は横瀬の北に峙ち、二子山は其東に並び、丸保の南にあたる

横瀬之郷、卯歳之御取ヶ辻、合百六拾五貫八百七十壹文者定納、但此内壹貫弐百文は、山手に大宮より出る也、有永楽銭に而請取、總代者也、仍如件、

天正廿年壬辰四月廿七日

七黨系図に、丹治武信、元慶元年に、武蔵國押領使として下向し、秩父郡横瀬郷に住すり、子孫代々、骨貫主武峰、一に武とも云ふ、其子[illegible]横瀬を家名とし、横瀬馬允時綱、同九郎時文等、この所に住し、横瀬と稱せしと也。丹黨の氏人は、分れて秩父、兒玉、見玉、榛澤等の近郡に散住したるにや、其家に下の者あり、桑名、中村、古郡、大河原、関口、長田、高田、坂田、大濱、薄、横瀬、新里、織原、横瀬、秩父、勅使河原、石黒、安保、長浜、長濱、青木、榛澤、小島、志水、加治、高麗、加治、相原、肥塚、判乃、白鳥、岩田、黒山、中村、竹内、小鹿野、横田、南、滝瀬、山口、[illegible]、野上、中山、等なり。

(武光山)

武甲山(ブコウ)

大宮郷の正南に聳立つ一峰にして、最高千三百餘米突、形狀頗る奇なり、郡中第一の高山とす、古書に武光に作り、或は秩父嶺とも稱す

新記云、武甲山は大宮郷の南に在れど、横瀬、影森、両山に跨り、名その郷村に跨れり、一書に古へは武光山と書しけるが、何時の頃よりか甲と光と同音なる故、今の文字に書き改めたる由、たゞここには今も武光庄を唱る村々、凡そ十七ヶ村此山麓に連なり、[illegible]ありて爰に定められし[illegible]。甲山にはいまも武光庄を[illegible]、山谷に當たる[illegible]の名、これ「横瀬郷秩父山[illegible]者、年代遥遠、南仁五十二代、嵯峨帝の[illegible]之霊地也」などいへど、其實を詳にせず、[illegible]の比にや、日本武尊を廢して更に日光権現を祭ると[illegible]、日本武尊、此を過ぎ、岩倉に甲を置きたまふと縁起など作りし、武甲の名とも[illegible]延喜式の名神に附會す)

新記云、武甲山は麓より頂上に至る凡五十二町、石柱を立て町數を記せり、登り口四方にありて、東口を表とせり、南口は[illegible]にて浦山村なり、西は坂氷口とて上影森村なり、北は大宮口なり、山は全く一石山の如くにて、岩崖峙立し、高く青雲に聳えて、郡中の諸山みな波濤のごとく、嶺に[illegible]に至るまで[illegible]、草木稀に[illegible]、石磴を登りて[illegible]に至る、[illegible]より二町許も後方に至りて、自石兀立し、或は[illegible]などありて、いと奇岩多し、日本武尊の[illegible]と稱するもの[illegible]に立てり、岩倉とは[illegible]の方、[illegible]地に石門と云へるあり、これは懸崖に岩穴あり、斜側して向ふに、又引出、又懸崖を攀りて岩穴あり、是を岩倉とよべり、其奥見え分たず、俯して望めば深きこと三間も下りて、横に貫ける穴あり、暗くして其の實際を辨じがたし。

(横瀬)

山田(ヤマダ)

今定峯、栃谷と合せ、高篠(タカシノ)村と改む、横瀬の北にして、高篠山の下なるゆゑなり。七黨系図、丹黨(ツチモチ)に山田八郎衣あり、て、其宅址を殘けり。新記云、椋持明神は高篠山の下なる山田に在り、縁起曰、桓武天皇の皇子、一品式部卿葛原親王の御子、椋王は、武蔵國に左遷せられ、因て武蔵の寺に住せられ、山田の郷に宮居を移し玉ふ、されば宮位田の地を、椋庄と稱しける、云云、秩父四番観音、四陵は高篠山中、丘陵の下に在り、此地や門内より後山に亘り、杉松繁木生茂り、曲折羊腸の路を陟る、岡をいと深く、その間往々に石佛を置けり、その数すべて三千八百餘ありと、實に塵外の一區なり。

(高篠山)

定峯(サダミネ)

今高篠村の大字とす、新記云、定峯村は椋持庄に屬す、古は貞延村と唱へしよし、今大宮郷の見高、元亨四年古き文書に「貞拝殿者、爲武光、賀用、貞延、守安在家已上五ヶ郷、從合進帶條先例也」云云とあり、されば古く開けし村なり、村名の起る所を知らず、按るに貞延と定峯と、和訓近似なるより、誤りて唱來れるなるべし、當村なる三番観音の堂、靈泉寺ありて尋常ならず、順禮の詠歌に曰「補陀落く岩根と拜むらし峯の松風ひゞく滝津瀬」

(栃谷)

四萬部寺(シマブジ)

山田の北、栃谷(トチヤ)に在り、秩父巡禮第一番の札所にて、境名を四萬部と云ふ。秩父巡禮の創始は、俗説、を文暦年中など云ふも、信け難し、江戸開府の初めのことにして、元和寛永の比のみ。四萬部寺中興の年代と云ふ者、即札所の定まりし年代なるべし。(新記云、順禮の詠歌に「有難や一ならぬ法の花數は四萬部の寺のいにしへ」、按に、本尊は聖観音と云ふ、別當妙音寺、諷經山

と號す、又四萬部寺とも呼べり、洞門の傍、端山寺的開基し、弘治元年寂す、その後額田是伯再興し、寛永八年寂す、按ずるに、凡郡中靈場多ければとて、僧徃游歷して、佛像を安置し、後には西國、坂東、六十六所の數を一百に滿たし、三十四番の札所を、本郡に定む、即文曆元年、權者十三人、徂て秩父三十四番の觀音を順禮す、其權化と云ふものは、閻魔大王、倶生神、花山法皇、性空上人、春日開山醫王上人、白河法皇、長谷德道上人、良忠僧都、通觀法印、善光寺如來、妙見大菩薩、藏王權現、熊野權現、是れなり、其容裝一蓑一笠、草鞋竹杖に、負笈せる有樣、岩上に環坐對話の木像、往々札所の内にあり、然る後諸國より秩父順禮の族絶えず參詣せり、當代打入の後、各靈場へ寺領を付せられ、或は除地に命せられ、故俗を存せしめらる

黒谷（クロヤ）　今大野原（オホノハラ）と合せ、原谷（ハラヤ）村と改む、山田の北にして、横瀨川北にて、荒川と相會ふ、大宮町の北一里半、兒玉郡、大里郡への通路にあたり、所々に大塚、百八塚など、古墳散在す

横瀨川（ヨコセ）　水源は内の方武甲山及び妻坂峠の谷々より涌出し、又東南の方小丸峠の谷間より出で、蘆ヶ久保川も西流すること二里許、一に逆川と云ふ）横瀨村にいたり一流となり、艮の方へそゝぎ、山田村、栃谷村にかゝり、又二里餘を經て、大野原村と黒谷村との間にて荒川に入る。

簑山（ミノ）　又簑山に作り、和銅呈瑞の故に、と傳へらる、新記云、簑山は黒谷の東にして、土人或は金（カナ）山と呼ぶ、又和銅（ワドウ）山と云ふ、古和銅をほり出せしは、即此山なり、元明天皇慶雲四年、武藏國秩父郡より始て和銅を獻り、よりて改元和銅元年としたまふ、此事は國史にのする所なり、さて其和銅を出せし地は、千年餘の星霜を經ぬれば、其所も定に知りがたし、たゞ土人の傳へをとれるのみ、茲に山の形勢を見るに、東向して巖徑を攀づること八九町、盤回して頂に至る、巨岩往々に突兀として峙立せり、其形色頗赤氣を帶びて、銅色を含めり、往古鑿ちしと云へる所は、磐山を南北にほり盡して中斷し、巨巖東西に對峙せり、中斷せし所を今に和銅（ワドウ）澤とよべり、西の巖上に小祀ありて、杉松擁蔽せり、今秩東愛宕の神を祭ると云ふ、こゝをば硫黄山とよべり、此山の東南に在る數處の岩穴は土人の傳に、和銅をほり出し遙の後年に、好事のものありて、人をして砂銅をほらせ、これを俵にし、典物などとして出せしが、事の就らざるを知り、遂に逃去りぬと云ふ。

（和銅澤）

三澤（ミサハ）　今三澤村と云ふ、黒谷、簑山の東なる山中に在りて、比企郡小川町へ出づる徑路にかゝる、其坂を粥新田（カユニッタ）峠と云ひ、大宮町を去る三里、（粥新田一に皆（カイ）新田に作る）

皆野（ミナノ）　今皆野村と云ふ、三澤の西北にて、荒川の岸也、）新記云、皆野村は大濱鄕といふ、簑山の根通りより、荒川の方へ平地にて、民家はすべて三百五拾餘、村内に一條の街道かゝれり、南の方黒谷村より來り、村に亘ること二十町餘にして、小屋鼻の渡りに至り、荒川を越えて、北の方金崎村に達す、里正小池氏園中に、百間許の泉水あり、宅の正面に武甲山兀立して、裏より野に及びて、簑山打續きて標外に連り、岩石の間より飛泉そゝぎ、或は、筧に水を引て池にそゝげり、稱して郡中第一の庭と云ふ

荒川（アラ）　北足立郡へ重出す、此河源に本郡の深山重疊の間に發し、千曲萬流之に會流して、遂に北流、大里郡へ下りて、中游に就く。

新記云、荒川は秩父郡の中程を東流す、水源は西の方、國界御林（オハヤシ）山の内、小荒川、木賊谷を始め、谷々より灑ぎ出て、水路廿四五里、岩石高く水激し、最も荒き川瀨なり、兩岸は盤巖高く對峙せるさま、四五丈より十餘丈にも及ぶべし、又は危岩峻峰水際より聳え、奇景なるにあり、かゝる地形なれば、いかに洪水といふとも、出岸の村落水害なし、大宮鄕のあたりより東は、水かさ増すときは五十間、或は百間にも及べども、平常は廿間にはすぎず、深さ三四尺、安永の頃は一町通船の便りありしが、今は廢せり、往來の渡船は武川、白久兩村より東には往々にあり、冬春の間水少き時は、土橋を架して往來せり、武川村より西は獨木の巨材を亘し、僅の手摺を設け、或は繋くに鐵鎖を以てし、長さ二十間許に、幅二三尺、水際まで五六丈、此橋都合二所あり、其餘は容易に橋を架すべき地なし。

寺尾（テラヲ）　今田（イマダ）村、蒔田と相合せ、尾田蒔（ヲタマキ）てふ、新號を建てたり、黒谷と大宮との間、荒川左岸の村落とす。

新記云、武光庄田村鄕は、往古田村權守と云へるもの、此所に居住せしより唱へけるにや、今館跡あり、又[illegible]宗にて、白崖一派の臨濟宗の道場、圓福（エンプク）寺あり、是を田村派と云へり、本郡の巨刹なり、大寶山と號し、白崖派獨立一本山とぞ、白崖和尚は德行無雙、此地に一寺を創建して、遂に一派の宗風を擧し、後小松院の紫衣を賜り、應永二十一年入寂、寶光院の御宇、圓光國師と追謚せらる、語錄に云ふ一傳法元來無奇特、四時一路無樞前、西天東土白崖宗旨」寺は日本氏玄郎居士（俗名直俊）の創營とす。

（田村　圓福寺）

中村鄕（ナカムラ）　和名抄、秩父郡中村鄕、餘戸鄕、（今大宮町、及び其附近なる諸村、寺尾等を籠むる歟）餘戸もあれば、廣かりしならん。秩父系圖に上中村氏、下中村ありて、特に總領を中村太郎とも云へば、[illegible]合す。新風土記に、今も大宮鄕の小名に中村のころと述べたり。

大宮（オホミヤ）　今大宮町と云ひ、人口七千、一郡の中央にあたり、總鎭守知々父神社あれば、古來大宮鄕、又は大宮

町と云へり、今も郡衙は此に在り、熊谷を去る十九里、新記云、大宮郷は今大宮庄に属し、江戸へ廿八里、延喜式に載する知々父神社此地にありて、大宮明神と号せしより、大宮郷とは唱へしなり、近代は忍城主阿部氏、此に陣屋を置き、市町など立て、殊に繁栄の地なり、郡中すべて山多しと雖、此辺に於ては山なだらかなること頗る遠く、田野ひらけて、東西十二町程、南北一里六町、其中に民家軒をならべて、町立ある所凡九町半余、闊さ凡六間、坤より艮に達す、ここにつらなる家数二百五十、又妙見社頭六十軒、古より市立、毎月一六の日を定とす、或は十一月朔日より六日までは、妙見の祭にて殊に賑はしく、近里遠境よりも群集せり、年分交易するものには、第一生絹、[illegible]とす。

知々父神社

大宮郷に在りて、近代妙見と称す、[illegible]是也、清和紀、貞観四年、武蔵国正五位下勲七等、[illegible]神授位、延喜式には[illegible]知々父神社を載す、[illegible]五十七石。

新記云、大宮郷下[illegible]妙見社、すなはち[illegible]なり、天正二十年の棟札の文言に、武州[illegible]、同[illegible]六年丙寅鎮守とあり、同[illegible]は[illegible]七年に当れり、当今の系譜には、大和国三輪大明神の[illegible]と記して、其説定かならず、按ずるに、国造本紀「瑞籬朝御世、八意思金命十世孫、知々夫命、定賜国造、拝祠大神」とあるに拠れば、崇神の朝、国造を置[illegible]より、国神の祀られしならむに、[illegible]事は疑なかるべし、又当今妙見社と号するものは、後世社内に、北辰妙見を勧請し、[illegible]れば、終に妙見の名盛に行はれて、本社の名[illegible]なるべし、当所へ妙見を勧請せしことは、千葉系図に拠るに、天慶年中、平高望の五男、村岡五郎良文、下野国染谷川の辺にて、[illegible]と合戦の時、[illegible]故、良文[illegible]老を招て、此辺に霊験の神社ありやと問ひければ、里老答て、上野国群馬郡花園村に妙見菩薩の霊像ありしと云ふ、良文[illegible]、[illegible]国緑野郡[illegible]井へ赴き、[illegible]勧請し、其後又[illegible]下総へ移せし頃、[illegible]妙見を其[illegible]へ勧請すといへり、其後良文三代の孫、平将恒（或作将常）再び当国中村に移住、中村太郎（秩父太郎ともいふ）と号し、子孫打続て居住せしかば、畠山、河越、小山田、江戸、葛西、[illegible]谷等の家、是より分れて、当国の名家となれり、中村すなはち今の大宮郷なり、社地一万千四百八十四坪、是を[illegible]（ハハソ）森と称す、[illegible]木多く繁茂し、古社の[illegible]思ひ知らる、又当社に天正二十年の棟札に「大[illegible]」と[illegible]（[illegible]は今武光名）、大宮妙見[illegible]中に改め、山林となし、[illegible]の故事に[illegible]神主園田氏、家蔵文書数通あり、中にも「正和二年、[illegible]」「[illegible]太郎、[illegible]」「元徳三年、[illegible]」の二通を最古とす、

正和二年十二月十日、[illegible]但馬守[illegible]、[illegible]、中[illegible]其書等、[illegible]国中村[illegible]太郎[illegible]、[illegible]在先例於公文所、[illegible]沙汰、[illegible]吹挙[illegible]書、秩父郡勘料、并御牧御馬等、可下行、当郡大菩薩宮造営[illegible]、[illegible]、同進[illegible]、代々御教書、并[illegible]、有当宮[illegible]、[illegible]日代之計、[illegible]、[illegible]沙汰、[illegible]経貫功之旨、[illegible]、[illegible]書之由、[illegible]見之上者、[illegible]其故者、当国[illegible]、[illegible]沙汰之後、[illegible]、[illegible]文所有御沙汰、[illegible]十公方之日、又被成御教書、[illegible]吹挙之其[illegible]之時、[illegible]、見非先代者、[illegible]、[illegible]可被[illegible]沙汰之旨、可掠申[illegible]、且為先例[illegible]、可申子細之旨、[illegible]、[illegible]、[illegible]秩父社造営[illegible]、[illegible]、[illegible]言上如件」。

上断郷

和名抄、[illegible]上断郷、今上田野村あり、[illegible]中村と改号す、中村郷の西南なる谷なれば、影森、[illegible]川、浦山等も本郷の域内なりしならん。[illegible]、断を料に作る、字形の似たり、村岡氏因りて上科と為し、[illegible]されど[illegible]と訓む「上断」上田野[illegible]へし[illegible]らん」とあるも、捨て難し。

影森

今影森と云ふ、大宮の西南一里、武甲山の下とす。新記云、[illegible]、山の[illegible]なる[illegible]、[illegible]の根岸の里とあるも、是等の村を云ふか、古歌に「武[illegible]」[illegible]も思合せる。

橋立寺

[illegible]云、[illegible]、十丁許に[illegible]所あり、[illegible]岩、此

虞に逢ふ事なし、堂後に廻り、其下に洞窟あり、奥の院と稱し、傴僂して入るべし、行くこと數歩、一梯あり、下れば則ち大房あり、是より下方に向ひて房あり、上房より上方に向ひて又房を經て、これより上に登り一房に入る、是より外に洞中を登り、終りて外に出づ、洞内には乳、鍾乳、其他石筍、石柱に怪奇なるもの多し、所謂石灰洞なり○新記云、堂前の觀音堂、洞窟あり、此境や人家を距こと頗る遠く、樹杉など茂れり、堂前には橋立川の流れあり、堂後には巖壁高く聳て、屏障の如く、高さ二十丈、亘りて所謂東西に峙立せり、其色赤白黒にして、光彩燦然として、蒼くが如く、殊に奇景の地なり、其下にも鍾乳石つらなりていと奇あり、別當橋立坊そこに立てり、其西方に岩窟あり、これを胎内潜りと呼ぶ、燭を便らしめてくゞるに、穴口を下ること漸く深くして、或は高く或は低く、陰陽二穴の間、梯子を設くること五ヶ所、又は岩木或は其木などを横架して、渉る所其數少なからず、扨又其間には、自然と佛菩薩佛具などの形狀を擬せり、實に造化の工にして、郡中には諸郡にすぐれ石灰山嶽多く、又其穴のみならず二三六へとも、斯る岩窟は、此他なき譯なり、實なる哉、釋氏の徒此に之を托して事を設け、種々の名目をあげて、人をして佛乘に歸依せしむることや、謠歌に曰「霧の橋立かさたゝは雲の波積ひあらじとわたる橋立」二十八番の札所とす、又下影森にも、二十六番觀音、岩道高く虚空に通りて、奥院にあれは、東の方四面谷山、木戸原も目前につらなり、北は影森、館本の山々、いと勝れたる景色あり、岩窟石壁には、諸佛の像の羅列せる、其數をしらず

上田野（カミタノ）　今久那、日野と合せ、中川村と改す、大宮を去る二里、影森の西南に當る

（日野）

人類學會報告云、此邊と常には多く石器の遺物を保存せらる、中にも日野村の某神、某社は五尺二寸ありと云ふこと或書に見ゆ、又當郡寺の荒多の大小石棒を實檢したるが、其中に三尺七寸五分の長さある巨品を見たり、周一尺四寸六分、精圓にして兩頭に乳房を備ふ、皆秩父石なるが如し、大宮郷遺物の奇技多し、○日記云、川浦山は日野、上田野の兩村に跨り、南は多摩郡三田領の山嶺に續き、西は日休山及大三峰山へ接せり、此山は古より雨に寄く稱あり、いかなる晴日暑年といへども、雲霧の往返せぬことなし、他村は晴日といへど、此山足の村にては、やゝもすれば雨降ればとて、日野田野の私雨と呼べり。

浦山（ウラヤマ）　今浦山村と云ふ、影森日野の南にあたりて、一渓谷なり、其極界を倒元嶺と呼び、西多摩郡の奥也、○新記云、浦山は平夷の地なく、民居は十七區に別れ、山の中腹を鑿ち、石を疊み又は獄に倚て構をなす、好事のものこれを武陵桃源なゞに比するも理りにや、谷川に添ひ往々に桃樹あり、叢樹の種雑なるさまは、季春より初冬の頃までは、花樹へ雲を結びて緑带し、不熟の時には、晝は猿を防ぎ夜は猪鹿を逐ひ、よもすがら聲をあげ、又は板を鳴らして、いと喧し、浦山川は南の方多摩の郡界なる山谷より注き出で、北流して久那（クナ）、上田野兩村の間を流れて、荒川に入る、水路六七里、川幅七八間、谷合の流れゆゑに、石高く急流なり

贄川（ニヘカハ）　今白久（ニシク）と合せ、白川（シラカハ）村と改称す、影森の西三里にありて、小鹿野の南又三里にあたる。正保圖に贄川而島次と記され、甲州雁坂口の一驛に數へられたり。贄字は贄の訛なるべきも、信州の贄川驛にも、贄字を用ゐ、皆古俗に出づ、蓋其名は古の魚を通ふる淺流と也

三峰（ミツミネ）　荒川の西南なる大嶽にして、其高峰は雲取（クモトリ）を最とし、海高二千米突、即武甲の州界にあたる、○雲取山西多摩郡へ亘出す）雲取、白石、妙法の三峰を數へ、大嶽の總名とす、山中に神祠あり、近世世俗の崇仰多し、贄川より山路三里にして其嶺に達し、西北へ一里にして、大瀧に至る、○新記云、三峰山（ミツミネサン）とは雲取、白石、妙法なる三つ、最も高く聳えたる峰なれば、この名起る、四周大部に接壤す、寶龜年中に、檢田の東山城守重直、初め、此に來て、三峰神社を建立し、其寶を納め、次て鎌倉家より太刀を納め、追々に盛になる一山寺となり、殊に伊奈半十郎忠治が、この地を支配せしとき、此山の神を崇敬して、種々の奉納などあり、且は村民等に命して、大に信仰なさしめたりといひ、今に至りては郡中に名高く、世にも聞えたる靈場となりて、遠境より渇仰して、參詣の徒引きもたえず、秩父の人ら社頭を交へ、或は山の別當所に止宿し、或は祈願の參籠をなし、又は三峯權現の眷屬と稱ふる山犬を請ひ求むるに、錢帛を以てすれば、山は自然日に月に富有に、崇敬益盛なり、此山犬のことを御犬とよべり、毎月十九日に、寺より白米一升五合つゝを飲ませ、山の内なる險に設ある假屋に出して與ること、古より今も替らず、又子を乳するときは、赤立とて酒赤飯などを與て、最も大切にすと云へり、かゝる有様なれば、山中平常の住居五六十人、若くは七八十人、神社佛閣、堂塔門屋立つらねて、一區をなせるさまは、殊勝の境内なり、天文二年、三峯宮棟札によれば「大瀧谷者、年代深遠、不知開闢時代、愛宕川衆道満権主、中興、維時郡主、藤田右衛門尉某」云々と記せり、別當觀音院は、高雲寺三峯坊と稱す、天台宗にて、寺は住持權僧正となれり、神領の百姓五十軒、山中に散在して一村をなす。

（三峰神社）

大瀧（オホタキ）　今大瀧村と云ひ、三峯、中津川をも兼管す、贄川の西三里、此より更に西四里半にして、甲州山梨郡界雁坂（カリサカ）嶺に達すべし、甲人の謂ゆる秩父口なり。正保圖に「江戸より甲州界雁木（ガンギ）坂峠まで、三十六里十三丁」と云へり、雁坂を雁木坂とも稱へたり、元祿國圖

(雁木峠)

には「大瀧村の内、栃本より、甲州山梨郡[illegible]八里」「雁木峠より國境の間、[illegible]國界[illegible]」などいへり○新記云、秩父郡の山奥は、[illegible]八方に[illegible]て、地なく、耕す所は皆山谷の間なれば、これが為、[illegible]とよべり、[illegible]の間[illegible]、[illegible]それ／＼の[illegible]、[illegible]時には、[illegible]葉をふげて[illegible]、山を離れ谷を逃え、みな處を異にせり、諸獸多きが中にも猪鹿の害多ければとて、各家に四季打鉄砲、獵師筒を備へ、[illegible]

(御林山)

三年穀、六七月を[illegible]に見らず、[illegible]に食用となす、其[illegible]なるに、[illegible]ども生ひ[illegible]にて、[illegible]寒さに[illegible]、[illegible]める衣類はなし、[illegible]、冬夜の寒さにも、老幼男女みな[illegible]、夜もすがら[illegible]に對せり、しかのみならず脊油の貯なく、松根を焚、[illegible]火となす、太古の民の[illegible]なり、殊には大瀧、三峯、中津川を[illegible]、御林山(オハヤシ)は郡の西偏にて[illegible]、甲斐國都留と山梨の二郡、[illegible]、上野[illegible]郡に接し、其際限測るべからず、[illegible]、官吏[illegible]を見分せし時の物語に曰ふ、此邊の御林は山から谷へ谷から山へ、足の踏む所は凡八十里もあるべしとなり、實に深山で[illegible]の境なり、[illegible]國界の[illegible]に集まる[illegible]攀ぢて、[illegible]七八日を經て[illegible]て御林山[illegible]とつゞきて、其[illegible]所なすべて[illegible]、其の[illegible]み助成のために[illegible]り、[illegible]斯る深山[illegible]

も、甲州への古道、一條の往來ありて、雁坂峠を踰え西[illegible]、故に大瀧の栃本、及[illegible]に關門ありて、[illegible]、又此大瀧村に、金山三所あり、里老の物語をきくに、寛永年中、信州佐久郡落合村の民、金山を見出し、伊奈半十郎へ告て穿らしことあり、[illegible]貞享、元祿の度にも、しばしば穿らたれども、[illegible]しから[illegible]

寶[illegible]澤

[illegible]一千丈ありと稱す、木[illegible]の水源に[illegible]上あるべしと云ふ、

中津川

[illegible]新記云、中津川は深山[illegible]險[illegible]土塊[illegible]十年、始て十三石の貢[illegible]里より、[illegible]里に及べり、[illegible]南北業研の如く、[illegible]町ばかりに[illegible]の通路もなし、[illegible]しが、今は廢[illegible]出す所もあれば[illegible]、北陰に岩穴あり、[illegible]

くして五間許の洞穴あり、此穴も昔年平賀源内が鑿らたる所なりと云ふ、斧鉞の[illegible]を以て岩を打碎けば、片岩磁石の氣多きものは、針若しくは釘などを喩へども、家に持歸れば、磁石の氣漸く薄く、針をも喩はずとか

按、中津川金山は、正保元祿の二圖共に載せたれば、[illegible]の頃[illegible]見せるにはあらず、土人の口碑の信なきこと、往々此類のみ、

新記文云、中津川の山中には寺院なし、菩提寺は[illegible]を隔てて、[illegible]里の遠きにあれど、喪事には[illegible]氏の血脈を[illegible]、信州佐久郡梓山村境まで、六里の間[illegible]し、[illegible]谷川嶮しく、三冬より春の間[illegible]、瀬數其多き[illegible]にも及ぶべし、[illegible]、信州の間道といへども、古より關もなく、通ふべき人もなし、上州へ往來の一路は居村より北にあたり、山谷の[illegible]を、山鳥[illegible]にかゝり、神流川を下り、岐坂曲折して、行き易からぬ路なり、其間路程二里許。

澪

今小森と相合せ、兩神(リヤウガミ)山[illegible]、中津川の北方に[illegible]、赤平川の水源[illegible]、[illegible]小鹿野町の[illegible]里、

(兩神山)

兩神山の[illegible]

新記云、薄村は[illegible]村と云へ、村内に其[illegible]あり、兩神山、是れ頗る嶮岳にて、高く青霄に聳え、其大なる武甲山に譲らず、半嶺の邊までは諸木蓊蔚、蘿藤など[illegible]、それより上は巨石峻岩、小徑曲折して[illegible]易に[illegible]からず、[illegible]、凡八目見に[illegible]、四阿屋(マ)山は[illegible]南界にあり、麓より山上まで凡二十丁許、山上の[illegible]、一階高き處を[illegible]と云ひ、天狗の小祠を安ず。

小森

[illegible]、[illegible]は小森[illegible]山の内に在り、第一級六間、[illegible]七間ほど、注き落つる所に淵あり、深四五尺許[illegible]、方四間許、それより漑いで、下るもいな[illegible]級とす、其高さ十五六間、一級より二級までの間は幅五

六尺、三級に至つては漸く廣く四五間に及べり。凡郡中山谷の間、瀧の數多しと雖も、此瀧の如く景趣奇絕なるはまた少しと云ベし。

三山（サンノヤマ）　今飯田河原澤を合せ三田川村と云ふ、藩の北にして東西に長き一溪を占め、不動、タナ子、トウゲの三山、溪南に羅列すれば、三之山の名あり。三之山の奥、河原澤より志賀坂を踰ゆれば、上州甘樂川の奥なる神原に達す。

三山谷に、敵相働候處に、捕而相稼、致高名之由、無比類候、殊に親候新左衛門は、遂討死候事、不便候、向後於走廻者、一廉可重扶助者也、仍如件、

永祿十二年己巳七月十一日　氏邦（花押）

齊藤右衛門五郎殿〔新記〕

巨香鄕（オホカ）　和名抄、秩父郡巨香鄕。〇今小鹿野町、及び其附近なる藩、長留などを籠めたるならん、巨、小、調異なれど、後俗多く相通用す。又正保圖には小鹿に作り、野を添加せず、卽古語に合へり

小鹿野（ヲガノ）　今小鹿野町と云ひ、人口四千、大宮町の西二里、荒川の一支赤平川の左岸に據り、山中の大邑とす、正保圖に小鹿町と記し、元祿圖に至り上下の二村に分ちたり（新記云、七黨系圖、丹黨に小鹿野氏あり、今の上小鹿野には每月五十の日市立ち、近鄕のもの群集し、絹、横麻を始め、諸品を交易す、郡中第一の繁榮なるは大宮郷にして、其次は當村なり

赤平川（アカヒラ）　源流四派あり、一は藤倉村の山谷より注き出て、東流して藤倉川と唱へ、上吉田村へ注き、茲にては吉田川と唱へ、下吉田村へ流る、一は河原澤村の山谷より注き出て、三山村を經て飯田村へ流る、一は薄村の山谷より出て東流す、一は小森村の山谷より注き出て、東流して薄川と合し、小鹿野村へ入り小鹿野川と呼び、是も東流して、下吉田村界と太田村との間にて、兩流一帶となり、赤平川の名あり、猶東流して太田村、久長村、野巻村、小柱村の間を經て、大淵村にて荒川に合す、水路凡七里許、平水川幅七八間。〔新風土記〕

吉田（ヨシダ）　今上下の二村に分つ、小鹿野町の北にして、東西に亘る一溪谷を占め、下吉田は其谷口にあたり、小鹿を去る一里。新記云、吉田は大羽田庄なり、下吉田に每月三八の日市立ありて、當郡第一の名産絹、煙草、其外諸品の交易をなせり、

定、法度、

一麥、大豆、惣別穀物、於秩父中鄕、五斎入升、百文に貳斗五升之外、賣申間敷事、

一年貢物之外、貨物、鉢形出間敷事、右所定仍如件、

戊子八月十九日（天正十六）

井上織部助殿、吉田代官、町人衆中、

椋神社（クラ）　式内秩父郡の古祀なり、今吉田村に存し、社より西方一丁許に、井椋塚あり、塚の上の小社を奧御前と稱す。〔新風土記〕〇埼玉縣村名志云、椋神社、式載録は吉田村に出して、椋宮、椋は倉也、今世椋の字を讀て牟旬とす、古訓を失へり、考證土釜には椋神社、其左傍に「むく印本調」とありて、「在下吉田鄕」と云へり、式考には「芦田村井椋大明神、天のこやね命」云々。

阿熊（アクマ）　今下吉田村の大字とす、古文書に、永祿中、甲州勢大坂より入りて、阿熊に至ると云ふは、上州神流川の奥より來りけるならん、當時西上州は武田家に屬せり。

甲州勢、夜中大坂を忍入、阿熊に屯し候を、物見山より、早朝見附之、卽刻吉田之楯江驅付、相固候條、感覺之至に候、依之苗字阿佐美之字を、向後朝見之文字に書替、譽を可貽子孫候、當座之爲賞、太刀一腰遣之者也、仍如件、

永祿十一年七月十一日　氏邦（花押）

朝見伊勢守殿

高札、あくま、當手甲乙之軍勢、於于彼鄕中、不可致亂妨狼藉、若背此旨者、可被處嚴科者也、仍如件、

元龜二年辛未十月廿日　内藤修理亮奉之

太田（オホタ）　今太田村と云ひ、下吉田の北東に隣る。〇新記云、太田村は矢畑庄に屬す、土人の云ふに、郡中にて平坦なる村は、僅に二三ヶ村なるが、此村も其内なりとぞ、されども陸田より水田は猶少なし、〇化石、赤平川の南岸、久長村と太田村の兩村隣の岸より出づ、岩の質變じて化石となりしものにて、其形を存す、甚奇狀なり。〔久長は今下吉田へ入る〕

日野澤（ヒノサハ）　今日野澤村と云ふ、下吉田の北なり。

去年中凶作之處、百姓飢渇を救候旨、御上に聞きとくに被思召候、仍而書付如此に候、以上、

萬治二年亥五月七日　伴半左　印

秩父領、日野澤鄕士、關右衛門下右衛門とのへ、

矢納（ヤナフ）　今矢納村と云ふ、日野澤の北にして、地勢全く上州南甘樂郡へ入り、神流川の南岸に在り、此境中に名高き三波川石あり、上州三波川を參考すべし

大淵（オホフチ）　今金崎、野巻と相合せて、國神村と改む、下吉田の東北一里半、大宮町の北二里、荒川の左岸に在り、赤平川は大淵にて荒川へ會流す

新記云、長樂寺は曹洞宗なり、應安三年の古碑あり、多摩郡檜村鹽舟寺の、大般若經奥書に記あり「武州秩父自鳥上作、應安六年潤月十二日、於武州秩父郡大淵郷長樂寺、寫之」金崎の古塚、大さ九尺四方許、樹下に小祠を安し、國神塚と云へり、其外塚二所、一は村の東荒川に傍れり、高二間半許、週り三十間、上世の壅墓なるべし、一は往來の西傍にて、村民屋敷内に在り、其さま相同し、さきに窟中より古刀に損、鐵鐸二枚出たるを、村民が家に藏す、其時陶土の如きものと、箭鏃數多出し

（金崎）　（國神）

が、是は失ひけるに、又村民宮前佐右衛門屋敷内に、古□の大なる二ヶ所ありしが、二ヶ所は八九十年前に崩せしに、壺中に古刀二振と、土器を出せりと、此来の山塚と云ふもの、近村に數多あり、昔古墳にして石槨を備へ、又百八塚など云ふあり、其實い多き知るべし。

野上（ノガミ） 今野上村と云ふ、大淵の北にして、同く荒川の左岸に接れり。正保國圖には上村、中村、下郷と分てる大邑とす。或は此邑を以て、和名抄中村郷に擬する説あり。

新記云、野上村は荒川の邊にて、榛沢郡に本村あり、此末野の上と云へる義なるべし、昔は□味に□き村なり、郡中の名産絹、煙草、其他諸品を産せず、此邊の山澤、所々より砥石多く出づ、想ふに郡中及び北隣の諸村などに、往々古碣斷碑等ありて、其石質を見るに、皆此邊より出したるものなるべし、又七黨の内の丹の黨にては、野上業と云ふものあり、此地のものならん。

藤谷淵（フヂヤブチ） 七黨系圖、丹黨に藤矢淵たる名見ゆるあり。此に寶登山あり、山中の神祠は地方の名祠にて、大宮、三峯と併稱せらる、野上と合せ今の國にいたれり。

矢那瀬（ヤナセ） 今野上下郷と合せ、樋口村と改む、矢那瀬は荒川の左岸に在りて、本郡の極端とす、即大里郡寄居町の末野（男衾郡）と支岸し、秩父盆谷の口にあたる。

新記云、矢那瀬村、岸に二ヶ所、皆石をもて疊めり、高さ各三四尺、廻り一間四方、上に板碑石あり、延慶三年二月日、其餘文字見えず、小名中内出にあり、一は小名遠西にあり、是もまた板碑あり、貞治二年正月日の刻字あり。

白鳥（シラトリ） 舊庄名なるが、今下田野、井戸、岩田、風布、金尾の合稱と為る。野上と相對し、荒川の右岸にあたり、釜伏山の峯嶺に因て、東方は男衾郡に接す、古男衾郡と相限る。

（井戸）新記云、白鳥庄は白鳥七郎五郎大夫武平が九男、同三郎左衛門尉貞俊など、七黨系圖に見ゆる人の住せし地なるをなすらる、井戸村も其白鳥庄なり、岩穴六ヶ所、金掘の跡にあり、自然の窟にあらず、昔金坑口なり、深は十五間に過ぐるものなし。

岩田（イハタ） 今白鳥村に属す、古の石田（イハタ）牧野とす。○也粋通信義志云、武藏七黨なる横山、猪俣、野與、村山、西、兒玉、丹治はいづれも牧場に關係ありしものと見ゆ、横山猪俣兩黨は小野氏たるを以て、小野牧と云ひ、丹黨は丹治氏にして、秩父郡石田牧、西黨は日奉氏にて、立野牧、由比牧、石川牧等なり、兒玉は有道氏にして、兒玉郡阿久原牧里也、按に此頃各國處々に牧場の盛大なりしは、其起原は如何なる故と考ふるに、續日本紀に「文武天皇四年三月、令諸國定牧地放牛馬」とありて、元來朝廷の奨勵より始まりたるなりと思はる、其牧皆黨となりたるは、武事要略に「太政官符、武藏國司目、應以朱雀院牧爲官、同勅旨牧、以八月十三日、定入京期事、秩父郡石田牧二處、兒玉郡阿久原一處、加留馬走、右左大臣宣、小野、保宣勅旨牧、最依承前例、充其別當、每年令貢駒廿疋、御馬、令期年貢者、國宜承知、依宣行之、符到奉行、承平三年四月二日」とある是なり。

天神山城址（テンジンヤマ） 新記云、岩田村の城山、麓に天神社あり、此山續きの五町許、山上の平坦、南北へ長く、南の方井戸村にかかれり、南を前とし、北を後とし、西の方より北にかけ、荒川の一流あり、此は藤田右衛門佐重利が築きし要害なり、重利は代々上杉家の旗下の者なりけるが、上杉家亡びて、天文年中、河越夜軍に北條氏康勝を得て、猛勇威を振ひければ、此時より北條に属し、氏康が三男太郎氏邦を智養子とし、藤田の跡を氏邦にゆづり、己は此の天神山に城を構へて移りける、其後天文十七年の冬、氏康が二男氏光に、重利が武功にあやかれとて、重利に名を請ひ求て、藤田右衛門佐氏光と名乗らせける、やがて此天神山の城を氏光にゆづり、重利は又用土に城を構へて移り、是より用土右衛門重利と名乗れり、されば後に住せしは氏康の六男にて、藤田右衛門佐氏光なり、氏光後に右衛門佐氏邦といひしなり。

美吉郷（ミヤ） 和名抄、秩父郡美吉郷。○今詳ならず、新風土記にはヨシと訓みて、吉田にあてたり。村岡氏は美字は萬字の誤衍なれば、マキにて、野巻村などにやと云へり。

丹田郷（ニタ） 和名抄、秩父郡丹田郷。○今詳ならず、新風土記にタヌと訓み、太田村は故訓を失へるならんと説くも、信け難し。村岡氏は今久那村に仁多の地名遺る、そこかと云はれたり、如何にや、丹黨の影響より推せば、丹田郷は白鳥、野上に當る如し。

兒玉郡

兒玉郡（コダマ） 明治二十九年、那珂、賀美の二郡を併せ、今面積十方里、二町二十村、本庄に治む、人口七萬。本郡は武藏の西北隅に位置し、東は大里郡、南は秩父郡、皆山嶺を以て相限る、北は利根川、西は神流川繞りて、上州の諸郡に分つ。

本郡は和名抄、古く兒玉と云ふ、四郷の小郡なり、もと賀美、那珂及び榛沢を通じて、兒玉の總名を負はせりやと疑はるるも、いまだ其徴を得ず。中世、武藏七黨の一を兒玉黨と云ひ、其七黨に冠たり、黨領は秩父、北企及び上州の各部に占據したり、郡界の移動は、中世より既にありし如し、近世に至りては、那珂郡の水役場、賀美郡

小島、新田輔郷の地、皆兒玉郡に移り入りぬ。

史料通信叢誌云、小田原記に、兒玉黨は有道氏にて、本庄、倉賀野是なりと記し、又建武記に、兒玉黨たる庄家長に、藤原を稱せよとの勅あり云々、今按に元來藤原ならば、かゝる勅もなかるべきに、藤原とは唱へ居らざるゆゑ、かゝる勅もありしと云ふべし、近世藤原氏の有道を作道とし、又姓氏録の作道と思ひ誤りしも、小田原記の有道より來れるにや、昔續日本紀と、醫道系圖に着目せざるの誤りと見ゆるなり、且藤原伊周の二男、有道遠峰、又は有道惟能と稱すなどゝ、有もせぬ人名を往々作り出したるは、怪誕不經も甚し、往昔軍團を置かれて遠峰軍團と云ふ、遠峰とは義訓にてコダマと訓す、音禁の遠山に響くをコダマにこたふと云ふに因る、中條氏兒玉黨考曰、當治承文治之際、武藏國有七黨、兵力尤盛、所謂關左之力、能制天下者、爲有此七黨也、其一曰兒玉、或曰遠峰、有道維能、自京師移關東、居兒玉、因氏焉、兒玉、遠峰、和名鈔訓古太萬、乃我家之所出也、兒玉者、有道宿禰、而出自物部、而七黨系圖、大系圖、新編武藏風土記、姓氏元祖傳等、爲藤原伊周之後者、何也、夫兒玉氏之東遷、在維能君之時、維能君之父維廣君、曾任關白道隆家令、維能君任武藏權介、後亦爲道隆子内大臣伊周家令、長德二年二月解官、（大河原系圖曰、維能坐子伊周之事解官、是誤、伊周之貶在四月、維能之解官在二月也）移武藏國、蓋不忍見伊周之憔悴、掛冠而去也、其年四月伊周果敗、維廣維能二君、有與道隆伊周相關如此者、又鎌倉元老中、有出羽前司中條家長者、出自道兼之裔宇津宮宗綱、純然爲藤原姓、而七黨系圖者、鎌倉幕府之末所著也、故著者已知家長之爲藤原、而謂維廣維能二世、有關于道隆伊周之事、以爲伊周之後、而大系圖、諸家系譜、風土記、皆成於德川幕府之時、故據七黨系圖、而傳誤者也、今日爲自物部出者。其説如何、曰、醫道系圖、從有道氏之系於船瀬足尾、足尾者、國造本紀所謂、久自國造是也、七黨系圖曰、兒玉者元有道氏也、又記維行君之事曰、武藏兒玉有貫主、續日本後紀曰、大部氏道嶋有道宿禰、姓氏録曰、和泉神別、大部首、膽礒丹穗命之後也、又高橋氏文曰、景行天皇幸於葛飾野、物部大咋在命、其子豐日連爲、天皇祭總國安房大神於大炊司、使豐日連爲忠火、故負大部造、其葛飾野及大炊者、今下總國葛飾郡舟橋意富比神社、即是也、（意富比者、所謂大炊也、爲當時之遺跡、不可疑）古事記曰、船瀬足尾、伊香我色雄命三世孫、凡此數者、豈非其明證耶、曰、如此則其中世稱藤原、何爲而然乎、曰、既有七黨系圖等之誤、如前所辯、又建武記云、兒玉黨人、庄四郎左衞門尉長宗、（諸家系圖曰、長宗、肥前守、左衞門尉、從五位下、庄四郎高家三男、家國玄孫）武者所祗候之時者、被書藤原長宗之由、被宣下、以之觀之、當時雖他姓、若從公務、則不得不稱藤原、藤原氏專權可知、夫藤原盛則稱藤原、源氏盛則、稱源氏、平氏盛則稱平氏、是往々所見、蓋我家中古以來、誤稱藤原者、亦因此。

那珂郡

（那賀郡）

明治二十九年、兒玉郡へ併せらる。兒玉、榛澤の中間なる小郡にして、面積二方里に滿たず。蓋本來兒玉郡の分域にして、上古の兒玉の名は、榛澤まで籠めしならん。万葉集に那珂郡曝井歌とて、

三栗の中に向へる曝井の絶えず通はんそこに妻もが

の一首を載す。曝井の名後世傳へれど、郡内に在りしならん。正保圖、那賀に作る、天保圖に至り皆之に仍る、明治の初復那珂と稱す。○新風土記云、萬葉集に上丁武藏國那珂郡、檜前舍人石前之妻、大伴部足自の歌あり、又那珂郡曝井の歌を出し、當國小崎沼の次に載れば、是も當郡の事ならん、又倭名抄國郡の下に、那珂郡四郷と出せり、元慶國圖には那賀と書せり、諸國に那珂郡あるは、那珂とは中の郡の心なるべしと、僧長沖いへり、されど國の西北に當れば、別に故あるなるべし、又續日本後紀に、

承和十年五月、武藏國那珂郡、元來小郡、官員約小、而今戸口増益、請定四郷、政多職少、不堪續行、據准令條、請爲下郡、改小爲下、更増一員、

とあり、是等にて狹少の地ながら、古來より開けしことを見るべし、當國七黨の一、猪俣黨出所の地にて、累代の所領たり、又淨土傳燈錄に、武州那珂郡人彌次郎入道、深く源空の教誡を信して、一向專念なることを載す、東鑑にも那珂左衞門尉入道々願、甘糟野次廣忠等見ゆ、皆此郡の住人にて土地を廣く領せしなるべし、その子孫いつの頃まてか連綿せしなるべけれど、土人の傳へさらに無し。○埼玉縣村名志云、那珂郡は面積二方里の小郡なり、南境秩父の山脈に連り、漸く北に開ると雖、林巒多くして田野少し、纔に身馴川の近傍平夷にして、土質亦肥たり。

陣見山

（秋山）

秋山村の南嶺にして、秩父郡野上、矢那瀬へ亘れり、標高五百三十米突、兒玉郡の鎭山なり。秋山は今小平村をも合せたり。○新記云、陣見平、或は陣見山とも唱へらる、嶮岨十四五町にて、山上は平かに、燒山なり、西に下れば小平村の方に至る、天正十八年、八幡山の寄手、此山上より城内を窺ひ見し故をもて、斯く名づくと云へり、頂より四方を望めば、近國ことごとく眼中に入て勝景の地なり、十二天山、是も陣見平の東に續けり、登り八丁程にて上に社あり、十二天を祀る。

中澤郷

和名抄、那珂郡中澤郷。○今秋山村に此名殘れりとぞ、「新編風土記稿」されば小平村にも渉り、今の即秋平にあたる。身馴川、郷の西北を流れ、兒玉郡黄田郷と相界せしむ。

弘紀郷（ヒロキ） 和名抄、[illegible]郡弘紀郷[illegible]今松久村の中に入る[illegible]、廣木、大仏、白石などの地なるべく、即中[illegible]に屬る、中世以來專廣木に作れり

廣木（ヒロキ） 今松久（マツヒサ）村に入る、猪俣の東に隣り、用土[illegible]、[illegible]より入る[illegible]に通ずる[illegible]路になる[illegible]

本荘驛の南二里半。

新記云、[illegible]は古名[illegible]の弘紀の名殘りなるべし、[illegible]一色六[illegible]、[illegible]と見ゆ、今村内小名に[illegible]といへるあり、[illegible]に[illegible]、當時一色氏[illegible]なるべけれど、今其[illegible]政と子孫に及び、北條方より[illegible]とし、北[illegible]、又甲陽軍[illegible]、[illegible]等に、[illegible]、北條氏

（大仏）西上野の界、廣木、大仏の[illegible]に砦を築き、兵を置て守らしむとあり、大仏村は、[illegible]と云ふ、寛[illegible]北條の[illegible]、大仏陸奥守[illegible]に住して、[illegible]とせしなりといへり、これは[illegible]

甕[illegible]神社 廣木の西北なる田間に在り、[illegible]延喜式[illegible]、[illegible]と云ふ、[illegible]見えず[illegible]

大興寺（ダイコウジ） 廣木の北なる小岡の上に在り、[illegible]臨濟宗[illegible]、[illegible]法流[illegible]と云へり、今こ[illegible]入道草創の地にて、其法號を以て[illegible]とす[illegible]、住僧は前述を主として、役城主の事を傳へされば、其非皆しおたし（廣木の條に引ける[illegible]の條に參考し、小名[illegible]、一色氏を[illegible]る[illegible]、尾州知多郡大野にも、一色氏の建立せる大興寺あり）

白石（シライシ）（圓貝田） [illegible]を合併し、又猪俣、圓貝田（ツブラダ）と相合[illegible]、[illegible]南に[illegible]、山間に[illegible]、[illegible]圓貝田は、[illegible]白石に入るも、其[illegible]は南下して、本[illegible]郡に[illegible]、[illegible]圓貝田なし

大[illegible]云、[illegible]白石村は小丘起伏する[illegible]云、此村の字中[illegible]と云へる小高き處に、一[illegible]十五[illegible]へ行る者に、[illegible]、大[illegible]一[illegible]、其[illegible]入口あるものを見るに、[illegible]、[illegible]、上[illegible]、全[illegible]

猪俣（イノマタ） 今[illegible]村と改め、[illegible]、[illegible]甲、用土[illegible]、[illegible]と云ひ、[illegible]、[illegible]あり、今は猪俣[illegible]、猪俣、荏

原、河匂、甘糟、藤田、山崎、[illegible]、内島、蓮沼、男衾、[illegible]、[illegible]部、[illegible]、[illegible]、無動寺、[illegible]、木部等なり

那珂郷（ナカ） 和名抄、那珂郡那珂郷[illegible]、今松久村の大字中里を[illegible]遺跡とす、猪俣の南とす、されば其古[illegible]は、中里、猪俣、白石、甘糟、[illegible]などにわたるべし。弘紀郷の東にして、榛澤郡に接したり。

（中里）中里（ナカザト）は[illegible]の東南半里、志戸川は白石の山中に發し、中里を[illegible]て、古郡村に向ふ。

松久（マツヒサ） [illegible]して、近[illegible]合郡を[illegible]て、松久庄と稱したり。[illegible]云、猪俣村高臺院の[illegible]なる松久と[illegible]、其由來は[illegible]ず、今廣木、中里、甘糟、古郡等を合同して、松久村と命せらる。

甘糟（アマカス） 又甘槽、又[illegible]に作る、中里の南、古郡の北に在り、志戸川[illegible]を流る、[illegible]云、甘糟村は古、甘糟野次郎[illegible]と見、[illegible]元年八月の條に、武藏國住人、甘糟野次郎[illegible]、可追討之由[illegible]、[illegible]分[illegible]

古郡（フルゴホリ） 今松久村の大字とす、廣木の東北半里、志戸川の邊とす、古郡とは古郡家の[illegible]なるべし、[illegible]に[illegible]

志戸川（シト） 白石の山中に發し、中里、甘糟、古郡等を經て、[illegible]

東兒玉村へ流れ、[illegible]村の北に至り、身馴川へ入る、是凡三里。此下游、近世榛澤村を貫流すれど、昔は榛澤と阿那志、小茂田の間を流れて、郡界をなししならん。

水俣郷

和名抄、那珂郡水保郷。〇本書水保は水俣の誤なるべし、河内國川俣郷を、川俣に誤れること、本書已に其例あり。其地を推すに、志戸川、身馴川の水派の間にして、今の古郡、及び東兒玉の村里ならん。東兒玉の阿那志、關、沼上、十條の諸村は、身馴川の東に居り、地勢全く那珂郡に屬す、いつの頃より境界變じて、兒玉郡へ入りしなり。古郡と阿那志との間に、川輪てふ小名あり、又野水の志戸、身馴の兩間を横流せる痕跡ありて、身馴川も昔は小茂田、下兒玉の南東を流れし、痕跡歴然たりと云へば、水俣の郷名も、其故あることなり。

(輪川)

猪俣黨に、河勾氏あり、當國の河勾氏、並びに河輪神の事は、都築郡川和の條下に註したり。

阿那志

今關村、根木、沼上、十條、下兒玉、小茂田等を合せ、東兒玉村と改む。古郡、廣木の北にして、身馴川、志戸川の間とす。志戸川の東を川輪と云ひ、亦此地なるか、山崎を以て、榛澤郡本郷村と相分つ。志戸川は昔、阿那志と榛澤村との間を流れ、郡界之に因れりと推斷せらるゝも、何の世よりか形狀變じて、榛澤村の中間へ川瀨移りて、北條安房守氏邦より出せし、永祿頃の文書に「アナシ」と載せ、天正十七年、氏邦より吉下彈左衛門へ出せし知行方の文書にも、五百貫文アナシの内、山田屋敷と記せり。「鉢記」

下兒玉

今阿那志、小茂田等に合せ東兒玉村と改む、阿那志の北にして、本莊驛の南一里餘、身馴川里中を横流す、南も古川跡の下兒玉、小茂田の南東に續れるを見れば、此二村里は那珂郡水俣郷の屬にあらずして、兒玉郡大井郷の屬なるを推斷し得べし。鎌倉圓覺寺塔頭歸源庵の所藏、明德元年の文書に「武藏國兒玉郡下兒玉郷内、淺羽方、同壹町七段坪」云云、七黨系圖に兒玉黨の内に下兒玉の名あり、思ふに下兒玉とはこの兒玉のことなりや。

小茂田

今東兒玉村の大字とす、此地の郡郷所屬沿革のことは、水俣郷の下に其論あり、七黨兒玉系圖に薦田に作れり。

身馴川

兒玉郡の主水系にして、郡の南方なる太駄山中に發し、兒玉町の南に至りて、平野に就き、東北に進み、五十子に至り、志戸川、及び九郷堀小山川を併せ、大里郡(舊榛澤郡)に入り、末は利根川に歸す。水源より五十子に至る六里、以下二里半にして、利根に會湊す、小山川の會流以下に於ては、專小山を以て呼ばる。

振太郷

和名抄、兒玉郡振太郷。〇今詳ならず「シヌタ」と音讀するか、諸郷の位置より推しあつれば、山中の地にして、太駄、阿久原などにあらずや。

太駄

今河内、元田、稻澤と相合せ、本泉村と改む、身馴川の水源にあたり、全く峽谷の中とす。兒玉町より二里、南方に在りて、此より秩父郡金澤を經て、皆野に至る又二里。新記云、太駄村は今若泉庄内と唱ふ、和名抄の郷名、黄田とあるは、若くは當村の事にて、中古今の文字に書改しにや、又圓覺寺塔頭雲頂庵所藏、長尾々張守平忠景入道皎忠より出せし文書に「武州兒玉郡太駄村事、年來被掬置之旨」云々と、皎忠は文龜元年に卒せる人なり。

阿久原

今渡瀨と合せ、若泉村と改む、太駄の西、神流川の峽谷東岸に居り、鬼石町(上州緑野郡)に對す、兒玉町を去る二里。中條氏兒玉黨考云、兒玉黨基を肇めたる根本の地、所謂武藏黨の一なる、改定要略、兒玉郡の阿久原は古牧の地にて、現に上下阿久原村存り、同村に有氏明神を祀り、新編武藏風土記にも見ゆ、有氏とは有道氏の省略にて、有道氏の祖を祭りたるの例、傳はりて今に至れるは、何よりの明證にて、黨上祖敬祀の遺法也、(史料通信叢志)(猶ほ郡岩田を參考すべし)

渡瀨

今阿久原と合せ、若泉村と改む、阿久原の北にして、同く神流川の東岸に居る。〇新記云、渡瀨村は當郡八幡山町へ二里、上州藤岡町へ二里、宿並をなせり、古へ長井豐前守政實居住の地なりと、壘跡は御嶽山の西の方なり、政實住せし蹟なりとて、正しき據はあらざれど、隣村金鑽村藥師堂附狀に、永祿十三年、豐前守政實と見えたれば、此頃居住せし事しらる、又按に、南方紀傳に、長井齋藤別當實永、當國三嶽人也、爲豐後次郎と共に、延元二年十二月十三日、利根川に於て流死(關雲記同)と載たれば、實永は政實の先祖にして、此時既に住せしと見えたり、太平記にも「齋藤實永は武藏國住人なり、北畠源中納言顯家卿に從ふ、延元二年、顯家卿鎌倉を攻落して上洛すべしとて、八月十九日白川の關を立て、下野の國へうち越給ひけるに、敵の大軍利根川に支へたり、同日の夜長井齋藤實永、先陣を爭ひ溺死」のこと見ゆ。

(御嶽)

神流川

武州と上州との界川にして、上州に發出す。其水源は南甘樂谷にして、今上州多野郡の管内とす、長凡十五里、烏川に會して利根に入る、一に髮長川、又賀美野川と云ふ。新記云、神流川は當國と上州との堺川なり、回國雜記に、上野より武藏へ越給ふ時と云ふつゝきに「髮長川など、名所々々」と載す川越記には、賀美の川とあり、其文に「賀美郡と云る二十餘郡の北の果にて、彼郡より流出るをかみの川と云て、末は利根にたぎり落て、是なん武藏

(髮長川)

國とかみつけの堺川なり、云々、屈曲して北流し烏川に入る、此邊にては平素十間、水溢の時は四十間にも及ぶ、賀美郡に懸ること三里、兒玉郡に懸ること三里。

（生田）**新宿**（シンジュク）今新里（ニイサト）、二宮（ニノミヤ）、池田（イケダ）等と合し青柳（アヲヤギ）村と改む、渡瀬の北にして、神流川の東岸とす、對岸は上州淨法寺村なり。新宿、青島（アヲシマ）より神流川の水を塞入れて、郡内の灌漑に供せらる、稱して九郷堀川と云ふ。池田は七黨系圖、兒玉黨の中に、生田（イクタ）に作る者是也。

金佐奈神社（カナサナ）今青柳村大字二宮に在りて、俗に五宮（ゴノミヤ）と稱せらるゝ神祠なり、近年熊谷縣治の時、國幣中社に列せらる。二宮と云ふは、近年の命名なるが、其故を知らず、舊村名は金谷なり、俚俗因りて倭武尊の舊蹟を說くは、附會の甚しき、兒玉町を去る二里。

（金鑽）新記云、金鑽（カナサ）村の社は、祭神金山彥尊とも、素盞嗚尊とも云ふ、今本郡二十二村の總鎮守とす、延喜式に兒玉郡金佐奈神社、名神大と載せ、三代實錄、貞觀四年、武藏國正六位上金佐奈神、列於官社と見ゆ、近世は別當、天台宗一乘院、寺領三十石餘とす、此社古へは村東に在しを、今の社地に徙せりと、又元祿十一年、囘祿にかゝりて、寶器も多く紛失せり、永祿年中の古鰐口を藏す、銘文に金鑽□□五宮と彫れり、其故は詳ならず、又文書數通の內、

五貫之所、向後百姓無綺、寺家可爲儀者也、仍如件、

亥二月十四日（鉢形北條氏家人）長田右見守奉之」

今度當城之儀、如存分違未出、然者爲新寄進、植竹村寺田之内、三貫文所、爲御所領[illegible]奉寄附候、彌禱書之樣に可爲御守護者也、仍如件、永祿十三年庚午六月廿八日　豐前守政貫（花押）進上、金鑽[illegible]

武藏國金鑽寺依令致住持、從福大僧都法印旨、會[illegible]之外、色衣令免許訖、自今以後、彌可專法流相續旨者也、仍如件、寬永十八、三月十七日、山門三院執行探題、大僧正天海（花押）

金鑽寺一乘院

神祇志料云、金佐奈神社の後なる山を、金鑽山といふ、銅を堀し岩穴今現存すと云へり、之に據るに、金佐奈、金鑽、蓋金砂の義、其銅を出す山なるを以て、之を神とし祭る[illegible]事、[illegible]

閩太郷（ナカモト）[illegible]

保木野（ホキノ）今金屋村へ合併せらる、[illegible]川に[illegible]田重[illegible]ことを[illegible]る、云々。

鹽谷（シホヤ）今金屋村へ合併せらる、金鑽の東なる丘陵起伏の間に當り、兒玉町を去る[illegible]里。[illegible]記云、鹽谷村は[illegible]の[illegible]なる、鹽谷い平太夫家遠の子孫、連綿として居住せし地なりと、源平盛衰記に、武藏國の住人、鹽谷太郎兒弟三騎、四條河原の東の爛にかへて、[illegible]見え、又[illegible]七年、是何寺[illegible]道[illegible]、鹽谷[illegible]入道[illegible]とあり、[illegible]

村金屋の小名に殘りて、西光院に鹽谷某の古墳あれば、かたがた當時は鹽谷の舊地たる事論なかるべし。

金屋（カナヤ）今金屋村と云ひ、[illegible]近の[illegible]、田端、鹽谷等なも管内とす。金屋又金谷に作る、兒玉町の西南に接し、身馴川の谷に當る。小名梅原（ウメハラ）の邊に、古墳甚多し、軍書に兒玉塚と云ふは此ならん。

人見[illegible]雜[illegible]云、兒玉町より三四丁南、秩父道を行きたる所にて、左側の林中に小高き塚らしきもの、此處彼處に夥しく存在す、古來百塚と稱する所にして、現今も四十有餘あり、石室は近傍身馴川の河原石を積み重ねしものにして、其天井石は[illegible]、昔丸塚にして、總て形狀小なれど、二個の瓢形の塚存在せり、

（[illegible]）[illegible]を梅原（ウメハラ）と云ふとぞ。[illegible]

春軍大に敗れ、兵を收めて鉢形城に入る。

[illegible]とぞ。

兒玉（コダマ）今兒玉町と云ひ、八幡山（ハチマンヤマ）町を併す、人口四千三百、本庄驛の南二里餘、松山、川越より用土（ヨウド）を經て、上州藤岡に至る通路之に係る、用土へ二里、藤岡へ二里。

八幡山とは、兒玉の里の[illegible]の名に出て、中世城塞を八幡山と呼べり、其城下の驛亭を兒玉町連尺町と稱し、兒玉村に對つ、近世は西北なる[illegible]八幡山町と呼び、傳馬の役に[illegible]、[illegible]の西なる野中に、其城址存す。

當村地下人百姓、於塁[illegible]之事、不可有異儀候、若横合

非分之族有之者、可申越候、急々可令成敗者也、
天正十八年六月十二日　利家（花押）
兒玉久米殿

兒玉新宿、升郷中へ越来候者、来年中者役等申付間敷候、若公方役當候事に者、宿中談合候而、可被相勤候、仍而如件、天正十八寅十二月八日、清宗（花押）
平野土佐殿　久米与膳殿　飆岸加賀殿　百姓中

兒玉八幡宮の傍に、玉蓮寺あり、兒玉六郎時國が開基にして、境内は則舘跡の内なりと、縁起及び高祖年譜に據るに、宗祖日蓮、文永八年、佐渡國配流の時、當所を過て時國が家に投宿せり、時國維て宗門皈依の人なれば、厚く遇して送りけり、日蓮赦免有て皈國の後も、時國しばしば身延山に至りて、師に拜謁す、弘安九年日蓮入寂の後、時國師の肖像を彫刻し、遂に宅地を捨て一寺とす、中興の僧日耀は天正十六年化せり。

七黨系圖、兒玉黨諸家、庄、本庄、眞下、[illegible]、若水、四方田、富田、蛭河、今井、阿佐美、小中山、鹽谷、兒玉、富田、島田、長幡、新生、中條、新屋、鳴瀬、黒岩、岡崎、入西、淺羽、堀籠、長岡、大河原、小見野、生田、小代、越生、高坂、平、兒玉、秋父、與島、吉田、竹澤、多子、小幡、倉賀野、大類、稲島、狛島、片山、新屋、大渕、島下、眞下、御名、大濱、與平、白倉、吉島、山名、島名、小川原、木西等なり。

八幡山城址（ハチマンヤマ）

（雉岡）

新記云、八幡山町は江戸より行程二十三里、兒玉村八幡宮鎮坐ありしより起りし名ならん、民居も繁榮し、月毎に五八の日に五市をなし、穀物絹紬等の諸色を交易し、傍又耕作をなす、雉岡（キジヲカ）城蹟、町の西裏にあり、この地を雉岡と云ふ、當所は初め山内上杉氏、居城に築きしに、地形狭きを以て、上州平井城へ移り、當城は有田豐後守定基をして守らしむ、定基は赤松入道圓心の裔孫にて、上州藤岡に在城せしが、當城へ移居してより、有田を改て夏目と稱し、上杉氏の旗下に屬せしに、永祿中、北條氏の爲に落去し、其臣横地左近忠春を置て守將となせしも、天正十八年小田原と共に落去し、東照公御打入ありて、當城を松平玄蕃頭清宗に賜はれり、家忠日記にも、天正十八年八月、八幡山にて釆地一萬石、松平玄蕃頭清宗に賜ひし由載たり、然るに慶長五年清宗卒し、其子玄蕃頭宗清、三河國吉田に得替せられてより、當城は破却せられき○夏目記・管窺武鑑・に、八幡山城の沿革詳なり、中に「雉ヶ岡は、鉢形より荒川を隔て、上道五里許も有之候」と云へり、又宴曲抄、善光寺修行に「浪の荒川行過て、下にながるる見馴川、見なれぬ渡をたどるらし、朝市の里どよむまで立さわぐ、是や兒玉、たまぼこの、道行人に事問はん、もののふの弓弦にさわぐ雉子が岡、ならびに見ゆるかぶら川」とうたへり。

生野山（ナマノ）

兒玉町の東北なる、岡にして、田野の間に在り、身馴川其東を流れ、平野より隆起すること約百米突、（標高九十米突）夏目記に「天正十八年、小田原攻の時、景勝公は加賀衆と上州の城々を下し、鉢形より四里計此方、奈摩（ナマ）山と云に陣取候」云々○新風土記にも、景勝生野山濡陣の事を錄するのみならず、永祿四年の冬、上杉勢小田原攻の時の一古簡を錄す。

昨日、二十七、於武州生山、越國衆追崩、敵一人討捕候、忠節候、向後彌於走廻者、急度可及恩賞者也、仍狀如件、永祿四年十一月二十八日、小畑太郎左衛門殿、
（花押あり、姓氏を詳にせず）

黄田郷（キタ）

（吉田林）

和名抄、兒玉郡黄田郷。○今吉田林あり、吉田（キッタ）は黄田に同しかるべし、生野山の西面にあれば、兒玉町及び金屋、眞下、淺見など、皆黄田郷の城内にして、本郷はやがて兒玉の別名とも謂ふべし。
（高山寺本、黄字を草に作るは從ひ難し）

眞下（マシモ）

近世上下の二村に分れ、其下眞下は蛭川、今井、淺見などに合せ共和村と改む、兒玉町の北にして、九郷堀川の西岸に居る。當國七黨の枝流、直下二郎忠弘等の住せし地なり、兒玉黨の祖、遠峯有太夫弘行の三男、基行の子、眞下二郎弘忠とみえたり。

蛭川（ヒルカハ）

今共和（キョウワ）てふ新號に就く、東鑑に、蛭川刑部丞、同三郎太郎等見ゆ、又七黨系圖に、兒玉庄太夫家弘の男、庄刑部丞高家の子、蛭川太郎定家など出せり。

淺見（アサミ）

（阿佐美）（薊山）

今共和村の大字とす、生野山の北にして、東は向山、下兒玉に至る、古書阿佐美（アサミ）にも作る。

延元二年、奥州の官軍、武州薊山（アザミヤマ）合戰の事、古書に見ゆ、山とは淺見の南なる生野山にや、又北なる富田の向山を指すにや、いづれにしても、田間の一岡のみ。（安保原合戰と同時とす）元弘日記裏書云、延元二年九月、義良親王、北畠顯家、有西征之義、於上州利根河、武州薊山、鎌倉小壺、杉本、前濱、腰越、有合戰、官軍皆有利、云々。○新風土記云、淺見村は阿佐美右衛門尉實高が住せし地とみえたり、當國七黨系圖に、兒玉庄太夫家弘の末男、庄五郎弘方の子、阿佐美實高、武藏國兒玉御庄、其外上野、越後、加賀等の數郷を領し、建保四年右衛門尉に轉任し、仁治二年死すと載せたり、又東鑑にも、阿佐美太郎などいへる人見ゆ、阿佐見、淺見はもとより通用すべければ、これ等の人在名を名乘しならん。

今井（イマヰ）

今共和村の大字とす、古書に今居に作る、淺見の北にして本庄驛の南西一里。七黨系圖に、兒玉の庄の三郎高家の子、三郎行家、行家の子を今居太郎兵衛行助と云へり

大井郷（オホヰ）

和名抄、兒玉郡大井郷。高山寺大井。○今北泉村にあたる歟、即黄田郷の北にして、高田、四方田、五十子、北堀、栗崎等の地にして、九郷堀川の西筋に當る。大井は即井手の名なるべければ、九郷堀の舊

名とも謂すべし。

九郷堀川(クガウボリ) 新宿(シンジュク)の寄島に神流川を引入れ、東北に水道を造り、五十子に至り、身馴川へ入る、兩邊灌漑の用最廣し、長四里餘。

富田(トミダ) 今四方田(シハウデン)、五十子、北堀、栗崎等、相合して北泉村(キタイヅミ)と改む、九郷堀の南岸にわたり、本庄驛の南とす。

(四方田) 七黨系圖に、兒玉庄大夫家弘の弟を富田三郎親家と云ふ、即この在名を稱へしなり、又四方田も同族とす。○新記云、東鑑「元久元年二月、備後國御調、本北條、停止地頭四方田左近將監沙汰、被付國衙」云々と載せ、又當門七黨系圖にも、この人を載せたり。太平記云、新田義興、義宗、義治、手勢八百餘騎、西上野に打出らる、是を聞て、國々より集る人々の内、兒玉黨には淺羽、四方田、庄、櫻井、若兒玉等、丹黨には安保信濃守、加治豐後守、同丹内左衞門、勅使河原、丹七郎、西の黨東黨、熊谷、太田、平山、私市、村山、横山、猪俣黨以下、十餘騎、所々に火を懸て、武藏國へ打越す

栗崎(クリサキ) 今泉村の大字とす、天正の頃、此に番所おいて、鹽荷を押留せり。

鹽荷押所定事、栗崎、五十子、仁手、今井、宮古島、金窪、かんな川境、任前に可取之候、然者深谷御領分、榛沢、沓かけ、わき、あなし、十條さつて、しほ荷をさへ候事、かたく無用、爲其市中出者也、如件、猶以、に、忍御領分にて、少も不可致狼藉候、以上、

長十二月四日　北條氏邦朱印　長谷部備前守殿

五十子(イカッコ) 今北泉村と改む、本庄驛の東南一里、身馴川と九郷川を南北に帶び、志戸川南より來り、三水村東に於て相會す。其會流の邊に一丘あり、方數十間、城址と稱す、蓋五十子陣の跡也。新記云、五十子の古壘跡は、土人の傳に、新田三河守家純が抱の居館と云ふ、築城の年代は傳へず、按に鎌倉管領の時、行軍往來の際、當所は鎌倉、江戸、厩越所々よりの上州の諸城へ往還の樞要たるを以て、屢合戰の巷となれり、關東管領記等の書に據るに、享德年中、上杉民部大輔顯定、及び修理大夫定正等、古河公方と矛盾に及び、武州五十子に陣すと云へり、又文正元年正月、古河成氏五十子に出張し、上杉民部大輔房顯と對陣し、矢軍に日を送る處、房顯病て陣中に卒しけるにより、相引に引取、其後文明年中、長尾景春、其主顯定に背きし時、一族及び大石一類、五十子の陣に押寄、上杉修理大夫定正と戰ふ、定正時く、鉢形城に籠るとあり、此記少しく誤記錯簡と斷ずることあり、鉢形城の下に見るべし、當所のこと、諸書皆陣すとのみ記して城と云はず、松陰私語にも、長瀨、岩松等、山内上杉氏に属して、しばしば五十子に陣すと見ゆれど、五十子城と記さず、土人の傳說を以て考ふるに、當時、三河守家純、上杉氏の味方として、岩を國へ要路に當りしなるべし、五十子は近世驛路の係る所にあらず、往時は深谷より岡部、本庄を經て、五十子に來り、本庄驛に向へる也、故に五十子を陣地となしたり。

―――◆◇◆―――

賀美郡(カミ)

明治二十九年廢して、兒玉郡へ入る、今、兒玉の西北接壤にして、神流、烏根の兩河を以て、上野緑野郡と相限れり、即本郡に於ても西北陲の地にして、上游にあたれば、上部の義なり。和名抄、賀美郡、上と註し、四郷に分つ、其小島、石田の二郷は近世の例より、已に兒玉郡の所管たり、故に地域甚縮少し、二方里餘、沿河沙礫の地と爲、桑園に富み、戸々蠶を養へり。○古風土記云、賀美郡と上は其始那珂郡と並ぶときは、上中の義理なるにや、他國にも賀美、那賀の郡名は傳多し、續日本後紀「承和七年、武藏國賀美郡人、散位正七位上勲七等、檜前舍人直由加麿、與土師氏同由也一」と云々、其後郡名國史に所見なし、上古は當國山道に屬し、寶龜年中改て海道に屬せしかども、猶もとの官道は廢せずして、山海兩路かゝりし事、續紀に見ゆ、當時郡中山道に係し事なるべし、(此説信け難し)されば戰の世に、上野國より打て出て、武藏野に爭ひ、或は五十子にて對陣し、または阿保原合戰の類、皆郡中に大道のかゝりて、此邊要地たる故なり。

中村郷(ナカムラ) 和名抄、賀美郡中村郷。○今の丹庄(タンシャウ)村、長幡村、七本木村なるべし、即阿保郷とも稱せる邑なり。富岡の中村にして、青柳神社あり、阿保とは青の訛とす、神流川の東岸に在り、方一里半に餘れり。

安保(阿保) 又阿保、英保等に作り、古は今に元阿保と呼び、兒玉町より藤岡町(上州)への通路にあたり、小市を成す、近年改稱して丹庄(タンシャウ)村と云ふ、是れ又中世以降の舊名にして、安保氏は丹黨に屬しければと云へり。新記云、安保は中古のものに阿保、或は阿部、英保など書しものあり、東鑑に、安保刑部丞實光と記せしを、承久記には阿保實光と記し、且曰「實光、鹽谷民部丞家経、承知のものとして、所領も境を隔て、所々申通する中なり」と云々、鹽谷は今の鹽村なれど、實光當所を領せし事を證すべし、實光は七黨系圖にも見えたり、世系多治比古王に出て、父は丹五郎經房と云ふ、又實光が子、五郎左衞門尉、其孫太郎までは載せたれど、其後は系圖にも見えず、又東鑑、盛衰記、太平記等に安保苗字の人多し、忍成田が分限帳に、永三十貫文阿保宗重、永二十貫阿保左衞門など見えしも、庶流などなるべし、南方紀傳、太平記等の書を閲するに、延元二年十二月十六日、北畠源中納言顯家、武藏國に向ひ、安保原にして、鎌倉勢と戰て利あらざりし由見えたり、今古戰場を尋ぬる

に詳ならず。〇近世安保町と稱して、本庄より藤岡への驛次なりしは、元安保の東北に半里を隔てたり、今七本木村の管内とす。元安保より横町、安保町の邊、所々に古墳あり。

（安保原）

南山巡狩錄云、延元三年、顯家卿陸奥國より攻上り、鎌倉にうち入り給ひし月日、諸說紛々たり、九月すでに利根川まで攻め上り給ひながら、十二月まで合戰なかりし事、尤も不審といふべし、又櫻雲記、南方記傳等には、十二月十六日、武州薊山、安保原合戰、廿四日、鎌倉小壺合戰、官軍勝利を得、鎌倉にすゝみ軍あるよし見ゆ、常樂記には鎌倉の合戰を十二月廿二日とし、天正本太平記には十二月廿五日、鎌倉合戰といふ、是によりて案するに、東國勢利根川まで攻上りしは、九月の事にして、鎌倉に打入るまで、所々にて小迫合、いくたびも有ける事とおもはる。

今木青神社址（イマキノアチ）　延喜式賀美郡四座の三は「今城青八坂稻實神社」「今木青坂稻實荒御魂神社」「今城青坂稻實池上神社」とす、三社今所在を詳にせず。社號に因りて之を考ふるに、一神を三靈に分ちたるにて、青と云ふは地名なるべし、即後世アホに訛りアボとも轉りたる者とす。八坂は彌榮にて（坂とのみあるは榮なり）稻の實成に係けたる語とす、されば青の彌榮稻實の神なり。また其荒御魂を本祠に分ちて祭る者一所、又特に池上に祭る者一所、合三所なりし也、而も其今城の名を負ふは詳ならず。今木は山城國、大和國には地名にもあり、又新漢を今城と云ふこともあり、又新歸、新來の蕃人異族を今來と云へりとも想はる、又姓氏にも今木あり。（山城國宇治郡今木、大和國今來郡を參考すべし）いづれにか由緒あるべきも、今考定し難し。〇此青の三社の遺址につきて、新風土記に、長濱村の下郷の一小祠（式内考證土臺に榛名祠とす）に、稻實社なりとの傳あること、堤村の熊野社に荒御魂社の傳あることを云へり、いづれも確たる徵證あるにあらず。埼玉縣村名志には、七本木村、忍保村等にも、今木神を說く者ありと云へり。或は云ふ、元安保の六所宮、長濱の丹生宮などこそ、式内社ならんと。

（青）

長濱（ナガハマ）　今大御堂、帶刀（タテハキ）、藤木戶、五明等を合せ、長幡村と改む、元阿保の北なり。新記云、長濱は常陸國稅所文書、文永三年鎌倉兩執權連署の狀に、武藏國賀美郡長濱郷と見え、七黨系圖丹黨の内、安保刑部丞實平の弟を、長濱三郎信光と稱す、此長濱の地は今數村に分る、然れども此邊古くより長幡郷に屬せし事は勿論ならんか。

長幡神社（ナガハタ）　新記云、長濱村の下郷に長幡五所宮あり、やがて當村の鎭守とす、延喜式神名帳に、加美郡長幡部神社と載るもの是なり、今は最小社となりて、させる古社とも想はれざれど、長幡郷中の鎭坐にて、其地名も廣く涉りたれば、當社恐らくは式社なるべし、又丹生（タンジヤウ）明神社あり、郡内數所に此神を祀れど、皆祭神及び鎭坐の年代を傳へず、當國丹黨にて、丹生神を氏神として、一族の居地に勸請せりと云ふ說あれば、當社も即其一なるべし。

大御堂（オホミダウ）　今長幡村の大字とす、元阿保と七本木村との間にあたる。〇新記云、長幡郷丹之庄大御堂村、阿彌陀堂、古へ大伽藍なりし頃、大御堂と呼び、よりて村名にもおはせしと云ひ傳ふ、今別當吉祥院、新義眞言宗、阿保山眞光寺と號す、寬永年中、寺領三十石附せらる、當院は安保太郎實光、同肥前守忠實二人の起立なりと、古鐘今大里郡久下村東竹院にあり、其鐘銘に「武州賀美郡阿部村眞光寺鐘、右志者、爲信心大檀那小野氏、沙彌妙阿彌陀佛、現□安穩、後世□善處、兼法界衆生平等利益也、嘉祿三年、大才丁亥、五月日」と鐫れり、この鐘銘によれば當寺の開闢は嘉祿年間にて、當時小野氏大檀那なりしを、後に安保氏中興せしならん。

七本木（シチホンギ）　今七本木村と云ふ、長濱の東にて、本庄驛の南西一里。今堤村、安保町、長濱町、横町等を合併す。正保圖に、七本木、安保、長濱の三村を合同して、一宿としたり、元祿圖之に仍る。當時本庄驛より、上州藤岡への人馬繼立所と爲されしを知るべし。

曾能郷（ソノ）　和名抄、賀美郡曾能郷。〇今の賀美村なること、諸郷の位置に對照して推斷すべし。即中村郷の北、小島郷の西にして、神流、利根（烏河）の二流を帶びたり。

勅使河原（デシカハラ）　今金久保、毘沙吐（ヒシヤト）、黛（マユズミ）と相合せ、賀美村と改む、神流川の東岸にして、其河は村北に於て烏（カラス）川と相會す。此地は中山道、本莊、新町（上州）の間に在る、其渡津は平時沙漠皓々、殆水を見ず。蓋石礫滿地、淸淺の水も、伏して之に入り、呈出せざるが故也。新記云、勅使河原は又家號にも用ひたり、當國七黨系圖、丹黨の内、勅使河原丹次郎直時と云ふものあり、直時の子、孫四郎直兼、其子を彌三有直と云ふ、東鑑に盛衰記に同名氏の人多し、又太平記、後醍醐天皇都落の條に「武藏國住人勅使河原丹三郎某は、大渡の手にて向ひけるが、宇治山崎破れて、主上はや東を指して落させ給ひぬと、披露ありければ、危を見て命を致すは義なり、我何の顏ありて、亡朝の臣として不義の逆臣に順んとて、三條河原より、父子三騎引返して、鳥羽の羅城門の邊にて腹かき切て死にけり」と載たることなど、往々當所より名士の出しこと知るべし、又當所に中古牧ありしにや、或書に、年々八月廿五日、當國勅旨牧、並立野牧より御馬を貢せし由を記す、今其地形を見るに、牧に宜しき地とは見ゆれど、牧ありしことは土地にも傳へず、不審な

り。○按、勅旨てふ地名諸州に多し、此なるは後紀「天長六年、以武藏空地二百九十町、爲西院勅旨田」など云へる勅旨田の遺號か。勅旨牧と云ふは秩父郡岩田を參考して、其所在を辨すべし。

金久保（カナクボ） 今賀美村の大字とす、勅使河原の東北に隣り、無忍保、毘沙吐等も昔は此村の分域なりしと云へり、元祿中に分割せらる。小田原記に「天正十年六月、瀧川一益上州箕輪城に在りしに、北條氏邦鉢形城を出て金久保へ押寄る、小田原勢之に續きて富田、石神に陣を張り、本庄に旗を立てて、後陣は深谷、熊谷に滿々たり」などあるは、此邊の合戰とす、夏目記に、武藏の酒塚原合戰とあるに同し、酒塚と云ふこと不詳。

毘沙吐（ビシャト） 今賀美村の大字とす、金久保の北、烏川を隔てて上州那波郡芝根村へ接續す。初め寛政三年、大洪水の時、金久保、毘沙吐と新町宿（上州）との間を流れし神流川、其河道を變し、金久保と毘沙吐との間を横流す。地形之に因りて一變し、毘沙吐は神流、烏川の中流に孤立す。其後治水の土功を加へ、神流、烏川は毘沙吐の西に於て合派したり、而も毘沙吐の地、其分裂を復舊する能はず。元祿圖に因れば、金久保より毘沙吐、藤木渡を經て、上州の角淵玉村に至る驛路あり。

金窪陽雲寺は、崇榮山と稱し、曹洞宗に屬し、永祿の比、邑主齋藤攝津守定盛の開基にして、初號崇榮寺と曰へり。寛永の比にや、邑主川窪與左衛門信俊、（江戸旗本）中興して陽雲と改號す、即其母瑞昌芳秀尼の法諡に採る。信俊は甲州武田家の一門にて、信玄公の舍弟兵庫頭信實（川窪氏を稱す）の子也。然るに、近年此寺に一碑を建て、瑞昌芳秀尼は武田信玄の夫人、轉法輪殿（京紳三條左大臣公賴の女）なりと言出せるは、疑ふべし。信玄夫人の墓は、甲府岩窪の圓光院に在り。

石神（イシガミ） 今八町河原、忍保（オシ）を合せて、神保原（ジンボハラ）村と改む、金久保の東とす。忍保は元祿中に金久保村より割きし小村名なるも、忍保庄とて、金久保村にも亘するを見れば、舊名を轉したるなり。（忍保、八町河原）

新記云、石神（イシガミ）村は石劍を祭れる社あるに因る、其石の長三尺に餘れり、鎌倉圓覺寺の黄梅院文書、永享十二年、長尾景仲に與る所の、有馬允某、沙彌某連署状に「院領賀美郡石神村内、櫻堂在家壹一」云々と載たり、今村内櫻堂と云へる處は詳ならず、又小田原記に、天正十年、北條安房守氏邦、瀧川左近將監一益と、金久保合戰の時、氏直は小田原より御馬を被出、富田石神に陣を張ると見えしも、この地のことなり、八丁河原は北に連なり、利根川之を過ぐ、この川古へは當國榛澤郡と上野新田郡との國界に至りて、烏川に落合しに、水流便宜からざればとて、寶永二年、新に八町河原の地先へ溝渠を穿ち、水を制し三分は、烏川につゝき、七分は本流を通ぜしめられしに、天明三年、淺間山燒の時、七分川の方へ砂押入て、三分川の方都て本流となり以、江戸まで水路四十六里餘。

武州路上、望上毛諸山、　　　貴石

開說毛州足秀巒、金鷄金洞最奇觀、明朝好踏千重翠、此日遙看一碧青、人海何時莫隱藏、儒冠終古役清寒、吳音老去尋方外、知是前身定客星、

小島鄉（コシマ） 和名抄、賀美郡小島鄉。〇今旭村に大字小島（コジマ）存す、本庄町も鄉内なりけん。曾能鄉の東にして、兒玉郡大井鄉の北にあたる、而も何の世よりか郡界移動し、本庄左右の地は、新田鄉と共に、早く兒玉郡に入りぬ。

小島原（シマ） 今の旭村小島の邊を云へり、驛路の左右、五六所に古墳隆起す、本庄町の東南の野中にも、數十の丘塚ありて、古墓に似たり。

さまざまの名所、あひ川、髮長川などを行々て、なしまの原といへる所に休てよめる、

今日此に小島が原を來てとへば我待島に宿ぞ遠けき、

武藏野にて、夜月をながめて、

山遠し有明のころ曠野かな、

小島に接し大字都島（ミヤコシマ）あり、大正中の驛傳掟書に、宮古島に作れり

小山川（コヤマ） 石神、七本木の野水の末にして、小島村の北を流れ、本庄町の背を經て、高森に至り身馴川へ入る、長二里許なれど、正保圖已に之を載す（大里郡備前堀參考すべし）

本莊（ホンジヤウ） 今本莊町、人口八千五百、兒玉郡の治所とす、鐵道車驛にして、新町（上州）へ五哩、深谷へ六哩、北武藏に於て名邑とす。本莊とはもと若泉庄の義に由ると云ひ、近世兒玉郡内、大字若泉（ワカイヅミ）庄と稱へたり、而も古圖書の徵據を缺く、七黨系圖若水に作る。（若泉）

新記云、本莊宿は中山道の小驛にして、若泉庄に屬す、此若泉の庄名は宿内安養院境内に、古くより清水湧出せるより起れりと、江戸より廿二里、戸數千軒餘、往還の左右に連住し繁昌の地なり、毎月二七の日を以て市をたつ、兒玉黨の中にも兒玉庄太夫家弘の子、庄權守弘高、庄三郎忠家、庄四郎高家、庄五郎弘方等あり、是より若泉庄をうち領して、既に庄名を唱へしと見えたり、弘高の子を庄太郎家長と稱し、その子本庄二郎左衛門家次、其子左衛門尉朝次と云ふ、東鑑に此朝次を本庄新左衛門尉と書たれば、始は本庄と號し、後秩父郡大淵へ移住して改め唱しならん、又遙の後、成田分限帳、永四千貫文本庄雅樂頭守長英と見えたれど、是も很末流にて、連綿として、當所を領せしこと知るべし、御打入の後、天正十八年九月、小笠原掃部大夫信嶺、本庄城を賜ひて、右地一萬石を領し、其子左衛門佐信之まで、當所にありしが、慶長十七年、

下總國古河城へ移されて、當城は廢す、金鑽明神社、舊内の總鎮守にして、神體素盞嗚尊なり、金鑽明神の額は寛永十五年、小笠原左衛門佐忠貴の書なり。

本莊城址　醫家の北に在り。新記云、城跡は東低く西高く、南は宿の裏に續き、北の岸下を小山川流る、兒玉黨本庄氏の遺跡にて、文祿慶長の比、小笠原氏居る、今は遺形纔に殘れり。

新田郷　和名抄、賀美郡新田郷。○今仁手村にあたる、小島郷の東にして、榛澤郡界に至る。高山寺本新田を新居に作り、今も郡島の邊に新井の大字あれど、郡島、新井は小島郷内と思料せらるれば、新居とあるは非なり。

仁手　今仁手村と云ひ、久々宇、田中をも合す、本莊の北にして、利根川に縁れる地とす。此邊河道險惡にして、洪水横流の患多く、此村も往時上野國那波郡へ入りしことありしと云ふ、今も仁手村の田、飛びて對岸に存する者あり。備前堀川は、本村に於て利根川を分水して、東方大里郡の諸村に灌漑せらる、慶長九年の堀割なり（大里郡備前堀參考すべし）

（久々宇）

久々宇村は成田分限帳に、三百貫文、久々宇大和元昌、二十七貫文久々宇八彌とあれば、この在名を用ひしこと知らる、名義はクゲヒといふ鳥名に因る歟。

傍示堂　今鵜之森、及び榛澤郡の牧西、小和瀨、瀧瀨、富戸等を合せ藤田村と改む。仁手の南、本莊の東にして、身馴川と利根川との間にあたる。傍示堂は當に榜示所に作るべく、即道路境界の榜示を置かれしに起る。（郡内富田粟崎の條を參考すべし）此には舊賀美郡と榛澤郡界を表示せられしなり。新風土記に「此地に於て中仙道と越後道との往來分れ、昔佛堂を建てて傍示せらる」と述べしは、稍附會の嫌あり、二道分岐と云ふこと、地理に合はず。

牧西　舊榛澤郡の管内にして、藤田庄大寄郷の屬なりき、近年本郡へ轉し、藤田村と改む。牧西とは、榛澤村に古へ御引野牧ありて、其西界なればとぞ。（本庄へ一里）

（瀧瀨）

牧西は又木西に作る、七黨系圖に、木西左近四郎經秀とて、兒玉黨の人あり、天正七年文書には目西に作れり。又瀧瀨は岩松文書「貞治二年、榛澤郡瀧瀨郷内、下手墓村」云々とあれば、此郷の古く且廣き事知らる。

大里郡

大里郡　明治二十九年、幡羅、男衾、榛澤の三郡をも合併す。即兒玉の東、比企の北にして、北埼玉、北足立の西にあたり、今面積二十方里、人口十四萬三町三十九村、熊谷に治す（本篇には、叙說の便宜に因り、比企郡現管の大岡、北埼玉郡現管の大井を本郡の下に收む）利根川荒川を前後に帯び、郡内平坦、僅に丘陵を見るのみ。而も大水激衝の患あり、南北の二河、共に古今の變遷多し、

大里は和名抄、於保佐止と註し、四郷に分つ、狹少想ふべし。其地は男衾郡の東北に隣り、荒川を以て幡羅、埼玉の二郡に堺し、東南は足立横見と接壤して分域せしを知る、中世、荒川南に遷り、郡の中央を洞穿して、大麻生と熊谷との間を流れ、再變して熊谷と久下の間を流れ、三變して久下と村岡との間を流れしと、想像せらるること、下に各所に分說するが如し。

榛澤郡　明治二十九年廢して大里郡へ併す、もと那珂郡の東、幡羅郡の西なれば、兒玉の分域なるか如し、而も古史分域の記載なければ、後世地形及び那珂てふ郡名の、兒玉榛澤の間に存在するに因りて、しか推論するのみ。和名抄、本郡五郷の地なるが、後世は幡羅郡の播羅、廣澤、霜見の諸郷をも蠶食したり。

新風土記云、榛澤郡は和名抄、波牟佐波と訓み、榛澤郡より起りし名稱なるが、今も此邊には、榛の大木許多ありて、其土壤に宜き事知るべし、地名の所由も是が故ならん、後世或は半澤と記せしものあるは、假借せしなり、北は上野國新田、佐位の二郡にて、利根川を國界とす、然るに此川瀨は後世變革ありて、中古まで上野に屬せし村々の、いつとなく郡中へ入しものあり。

（半澤郡）

新居郷　和名抄、榛澤郡新居郷。○今詳ならず、手計村の邊を云ひしにあらずや、明戸村に大字新井あれども、小山川（身馴川）の東にて、地形稍懸絶すれば、手計、大寄及び近年兒玉郡へ入れる藤田村（牧西）にわたるか、榛澤郷の北とす。江河に縁れる地にして洪水横溢の患あれば、古今の變遷多きが如し。

手計　今手計村と云ひ、横瀨、大塚、阿賀野、血洗島等を合併す。北は利根川に至り、南に備前堀を帯び、西は兒玉郡瀧瀨（藤田村）に隣る。岩松文書、貞治二年、治部少輔直國へ、管領基氏より「武藏國榛澤郡、瀧瀨郷内、下手墓村」を宛行云々、又安保信濃入道跡、下手墓村の地を岩松直國へ與ふべき旨を、基氏より岡部出羽入道へ命せしことを載す、又永祿十二年、北條氏邦より吉橋大膳亮へ出せし文書に、十貫文長濱之内、十貫文大塚之内とあり、長濱は加美郡長濱村なるべく、大塚は則こゝのことなるべし。

横瀨　今手計に合すれど、阿賀野、瀧瀨と横瀨の間に古川跡ありて、昔は利根川の一派、此間を横流して、横瀨、

中瀬、新戒、高島等は水に圍まれし一洲なりしを知る。されば此一洲の諸村も、上野國新田庄の庄内なりしこともあり、寛永年中に水派變し、横瀬村も武州へ歸すとつたへたり。

新記云、横瀬村は元上州の屬地にて、名族横瀬氏の出し所也、華嚴寺大日堂は、新田義兼の建立とも、又横瀬駿河守先祖の建立とも云へど、慥なる傳へはなし、天正十一年癸未の棟札に「東山道上野國、新田庄、勢田郡（今按、勢田と云ふは當時濫傳の甚しきを見るに足る）横瀬郷、心上山華嚴寺大乘院、當寺開山吉祥法師、大檀那由良信濃守國繁」云々とあり、國繁は新田義宗の孤子、六郎貞氏九代の孫なり、其家世々新田金山城に住せしが、北條氏政と戰ひ、防戰に堪へずして和をこひ、城を引捨て同國山田郡桐生城へ移る、是天正十四年なり、十八年庚寅、北條滅亡、豐臣家の指揮として、常州牛久へ移封せられたり。

中瀬（ナカセ）

今中瀬村と云ひ、利根川の南岸に居り、深谷、熊谷より伊勢崎（上州佐位郡）に往來するもの此を渡る。深谷より二里、河を渡り世良田へ一里、伊勢崎へ三里半。

新記云、中瀬は利根川高瀬船上下船積の場なり、此に於て烏川、利根川乘船の人數を改め、通船せしむるを以て定めとす、對岸上州新田郡平塚村へ渡船あり。○當代記に、慶長十二年、江戸城修造の時、上州中瀬の方より、其石を輸送すと載せたり、此渡津を經由して、上州の石材を送遣せしならん。

新戒（シンカイ）

（新開）

今高島、成塚を併せて、新會（シンクワイ）村と改む、中瀬の東南にして、小山川（身馴川）大寄村、及び明戸村（舊幡羅郡）と相限る。

舊記云、新戒新開にも作り、新開荒次郎は當時の人なりと語り傳へて、其舊蹟今に存す、按するに、東鑑、新開荒次郎の外、同彌二郎、同左衛門尉等を載す、彌二郎及び兵衛尉は、承久年中の人なり、又岩松氏所藏文書、享徳肆年に「武州新戒郷」新開加賀守眞□と載す、是等其支族にて此に住し、在名を用ひし者なるべし。○系圖纂、上杉譜なる天正十五年北條氏下知狀に、新開郷を、深谷上杉氏と上州由良氏が爭論の事見ゆ。

高島（タカシマ）

今新會村の大字とす、新戒の東にて、今小山川此にて利根へ入る。正保圖、及び武藏土記に據れば、小山川は男沼村出來島にて利根に入りし也、河川の近代南移を徵すべし。新記云、小田原役帳に上州高島郷と載せしは、此村也、上野國志に、寛永年間の洪水に、烏川の瀬北に移るとあれば、其時變遷せし歟。

備前堀川（ビゼンボリ）

大里郡北偏の用水堀にして、兒玉郡仁手村に、利根の水を堰入れ、又本庄驛の惡水、及び小山川、身馴川、志戸川等の末をも匯し、矢島（大寄村）に於て過水を排泄せんがために、閘を作り、（過水は小山川の舊道なる、高島にて利根川に入る）本瀬流は東に延き、高島にて小山川を合し、曲折して俵瀬に至り、利根へ會す、仁手村を仁手の瀬口より、高川の落合に至る凡四里、猶四里にして利根川に歸す。

新記云、備前堀は伊奈備前守忠次、慶長九年に鑿通せし故此名あり、水元は兒玉郡仁手村の地内にて、烏川の水を分ち、矢島村にて小山川と合して一流となり、數村の用水に引用ひ、末流は幡羅郡に至る、然るに天明三年、淺間山噴火の時、砂に埋りて烏川の瀬變し、利根川の水激衝するによりて、寛政五年、□備中守行命して分水の口を塞がしめ、別に兒玉郡本庄宿の内より出る惡水（南仙堀）を堰入る、よりて今は其水を水元とす、此流小山川に合ふ時に堰をなく、是を矢島堰と云へ、されど水脈の抱名なれば備前堀と云ひ改めず。

大寄（オホヨリ）

中世以來の郷庄號なるが、今は矢島、上敷免、内ヶ島、大塚島、高島、沖（オキ）等を合し大寄村と改號す、備前堀の南にして、深谷町に隣り、西は岡部村に至る。

（矢島）

新記云、矢島（ヤシマ）村に小山川長さ十八間の堰あり、是を矢島堰と唱ふ、延寶年中水論のことありし時、官裁により、當村にては此水を用ひず、身馴川の水を引沃ぐ事になれり。

上敷免（ジャウシキメン）

今大寄村の大字とす、原義は諸色免にて、中世庄田の給人免に出で、諸色の地名諸郡に偶多し（横井氏工業史云、明治二十年、上敷免に設立せられたる日本煉瓦製造工場の建築は、一獨逸人の計畫になり、ホフマン式窯、併にカツスレル式窯一基を築き、其他製造の如きも、八十馬力の蒸汽機械により、□□二基を運轉し、我邦において、かく機械の完備したる製造所、今はあることなしとぞ。

榛澤郷（ハムサハ）

和名抄、榛澤郡榛澤郷。○今榛澤村存す、岡部村も之に屬す。

七黨系圖、及び東鑑に、榛澤氏の人々見えたり、榛澤の條を參考すべし。

岡部（ヲカベ）

今岡部村と云ふ、或は岳部に作る、矢島の南にして、岡宿に係れり。今深谷町に接する宿根（シュクネ）をも合す、村の南方は□引の曠野とす。

岡部は近世安部氏の采邑にして、五千石の陣營あり、寶永二年陣屋をも建てたり。初め今川家の遺臣、安部大藏元眞の子、彌一郎信勝、德川家に歸し、岡部五千石を賜り、其子攝津守信盛は、三州八名郡半原四千石を加封せられ、子孫累加して□万五千石に至れり。又深谷、本庄の間なるを以て、驛路村中を貫通す。○舊記云、岡部村は昔其村忠の祖に、岡部の野の開墾の頃とよみし所なるべし、かの源平の頃、名に聞えし六彌太忠澄、亦此に住せ

しかば、岡部を以て呼びしならん、此地の古戰場なることは、康正元年、足利成氏の文書、及び南方紀傳にもほゞ載せたり、又文明年中回國雜記に「岡部の原といへる所は、かの六彌太といひしものゝふの舊跡なり、近代關東の合戰に、數萬の軍兵討死の在所にて、人馬の骨をもて塚につき、今に古塚あまた侍りし、しばらくゑかうしてゝ口まかせける、

なきをとふ岡部の原の古塚に秋のしるしのまつ風ぞ吹く。

（普濟寺）

新記又云、源勝寺、禪宗曹洞派、慶長の初め、領主安部彌市郎信勝、亡父大藏元眞追福の爲め草創したる者なり、又普濟寺、禪宗曹洞派、緣起を閱するに、六彌太忠澄當鄕を領せし頃、榮朝禪師の高德を慕ひ、當寺を建立し、禪師をもて開山とし、觀音及び忠澄夫妻の二像を置く、岡部氏墓、普濟寺の傍にあり、五輪塔十三四並立つ、何れも欠損して全からず、右の方の初にあるは六彌太忠澄が父行忠の墓にて、次は同人の妻なりと、按するに忠澄ば東鑑にも見え、殊に元曆元年二月、薩摩守忠度を一の谷にて討取「此日頃日本國に、鬼神と聞えさせ賜ひたる、薩摩守をば、武藏の國住人岡部六彌太忠澄が打奉りたるぞやと名乘し」と平家物語に見ゆ、又忠度櫻は萱場清心寺本堂の艮にあり、此木の下に忠度が墓とて、古き五輪石塔立てり、高三尺許、側に靑き板碑あれど、これに阿字のみ彫れり、相傳ひ、忠澄薩摩守を討し後、其菩提の爲め、當所へ墓を立て、此櫻を植ゑしと云ふ、されど其頃植ゑたる木とも見えず、後人忠度が櫻花の和歌の意により、植ゑし者なるべし。○普濟寺は正保圖に普西に作り、村名にも呼べり、萱場は宿根に接し、今深谷町の管内とす。或は云ふ、宿根は古姓宿禰の、地名に負はせられたるなりと。是れはただ語言の偶然相同きを見ての論なれば、是非を知らず。

（宿根）

榛澤

今榛澤村と云ひ、岡部の西にして、直に兒玉郡堺に居る。志戸川南より來りて、村內を貫き、村北に於て身馴川に會す。村南を山崎と呼び、丘陵突起し、大里兒玉の郡界を爲す。

（山崎）

榛澤は郡名の起因する所にて舊邑なり、而も其形狀兒玉郡に入るが如き、水脈古今の變革あるに由る歟。志戸川は往昔榛澤の西を流れしにあらずや。又比企郡、男衾郡より用土村に至り、針ヶ谷を經て、本村沓掛に通し、五十子本莊驛に赴くを、俗に鎌倉街道と云ふとぞ、蓋中古の一路なるべし。五十子、針買、乃至鉢形、高見原等の戰跡に就きて之を知ゑ。鉢形城主北條氏邦より出せし鹽荷の文書中に、深谷御領分、榛澤沓掛云々と見ゆ。○新記云、七黨系圖の內、猪股黨に山崎國氏、同三郎光氏といへるものあり、殊に隣村櫻澤に三郎光氏を祭りしと云ふ八幡社もあれば、是等在名の地なるべし。

（沓掛）

瞻形鄕

和名抄、榛澤郡瞻形鄕。○今詳ならず、ミカタと訓むか、瞻は視なれば「ミ」と訓むべし。村岡氏は一本を引き、瞻形を爲し、イカタとも云はれたり。按ふに、榛澤の南に本鄕村、用土村ありて、藤田鄕の北に隣り、まさに一鄕を要す、即瞻形の地か、今且之に擬定す。

本鄕

今本鄕村と云ふ、蓋瞻形鄕の遺號に出つ、今山川今泉、針ヶ谷を併す。

山川は針ヶ谷と榛澤の間にして、岡部の西南なる小村名とす、此に十餘基の古墳ありと、一書に云へり。

（山川）

針谷

今本鄕村の大字とす、櫛引野の西偏にして、針買原の名あり、文明八年の比、長尾景春が上杉管領に叛き、鉢形城に據れるに、太田道灌兵を出し、此に相鬪ふ、岡部合戰と同異如何。

（針買原）

文明年中、江戸城靜勝軒銘詩序云、康正乙亥騷屑以來、二十有餘霜、高揭帝旗、陣武之五十子、禍自戲下起、公之翁道眞、倡將帥、屯兵於上陽赤城之麓河北矣、戲下兩岐相分、其一者退遷嶮於武之鉢曍、（有城號鉢形）公在江戸、綏頰處和兩岐、厥舉不能達焉、遂守忠孝之至道、一怒若𩐏自南馳、引將帥、渡河而出、同於針原（有原號針買）酣戰、鋒鏑濺血、雷霆扶威、公凱歌未休、追而圍鉢曍、鉢曍求救東兵、（東相府之兵也）不日其兵鳴鼓而相應矣、公能量彼我之道、（能量彼我之二、兵書之極也）息士卒於上陽白井之南、雖不及貝戸之攻、四面草木、無悉非敵兵也、當是時、堅守公之符契、不和敵軍者、江戸河越二城而已、不幾東兵鼓鼙之聲寢、鉢曍亦潰矣、公以時不可失、出白井、僅率數百餘騎、凌數萬之敵兵、直歸江戸、旌旗增色、而後使將帥碪礒於鉢曍、公汗馬之勞、百戰積功、護万全者、爲天下國家、而不爲私、江戸城於是起本也。○按、新風土記に、文明九年十月、荒卷鹽買原の合戰を、榛澤邊の事かと云へり、而も其鹽荷押の文書を引きしは、失考を免れずと雖、地形を推究すれば、榛澤の邊と云ふも、一理あることとし、後の考に待つ。

大草紙曰、「文明九年十月、長尾景春、同六郎爲景、公方より加勢ありて、荒卷と云所へ陣を取、道灌鹽賣原へ陣を取、切所を前に當待懸たるに、敵陣は退て歸陣す」按するに、荒卷、鹽買原の所在未た考へず、榛澤郡小前田村文書に、鹽荷押傳木の地名を記す、榛澤兒玉二郡の地名なり、鹽賣も其邊の小名なる歟、荒卷も遠からざる所なるべし。

鎌倉黃梅院、應永中の文書「賀美郡兒玉郡內、荒蒔舊後入道跡」を寺領とすると云へり、荒卷とは此荒蒔氏の名田にや。

櫛引野

岡部の南方にあたり、南北二里、東西一里。本鄕、用土、小前田、櫻谷の諸村之を繞り、林薄榛々として、實に榛澤の名に合へり。此曠野は東方遯尻原に連るも、其間に多少の泉澤ありて、民村

田圃を夾雜す、藤澤村是なり。

用土（ヨウド）

今用土村と云ふ、本郷村の南、寄居町の北一里。管窺武鑑（夏日記）に「藤田右衞門佐鉢形に居城仕り、武力を以て、無程用土七郷を切取」云々、郷名によべり。近世は杉森庄藤田郷の屬といへり、杉森といふこと不審。

新記云、用土村内に、鎌倉古街道あり、小前田村の方より入り、兒玉郡八幡山町へ通ず、當所往古は用土原と稱せし曠野にて、元弘建武の頃、戰爭の地たりと、又文明九年、長尾景春の亂に、太田道灌出で之を拒みしに、長尾忠景、板倉美濃守、大森信濃守、用土原へ押掛合戰あり、其後藤田右衞門佐康邦（重利）男衾郡鉢形城、及び當郡花園城を養子氏邦に讓り、已が身は此所に引籠り、城を構へて在住す、是より地名によりて用土新左衞門と改め稱せり、其用土城蹟、村の西の方にあり、今は雜木生ひ茂り、四方に堀の蹟殘れり、高城とも云ふ、康邦及び其子重連も同く居城す、重連の舍弟信吉は、後北越に赴き、上杉景勝に仕へ、又江戸に出仕し、能登守と號したり。

藤田郷（フヂタ）

和名抄、榛澤郡藤田郷、餘戸郷。○櫻澤村、寄居町即是なり、用土の南にして、荒川の岸に緣り、秩父の山口にあたる。餘戸は即藤田の剩餘ならん。

管窺武鑑云、畠山重忠、嫡子重保と鎌倉殿に誅せられけれど、三男小次郎重秀より相續して、秩父六十六郷、藤田十二郷は舊領なるに因り、秩父とも藤田とも、其在名を設けたり、重忠十五代の後胤、右衞門佐重利（康邦）が代に至り、鉢形に居城仕り、武力を以て用土七郷を切取。○新記云、藤田正龍寺に藏する舊記、及び藤田系圖等に據るに、當國七黨、猪俣相模守時季九代の孫、政行始て當所を領し、在名をもて藤田五郎と云ひ、其子行保繼て領す、東鑑に、武藏國の住人藤田三郎行康と見ゆ、行保と同人なるべし、此人世々足利家に仕へ、後上杉氏の家老となり、上杉衰へ北條盛なるに及びて、氏康の三男を養子とせり、此頃は今の鉢形町はさらなり、當所も城下町にて、賑ふ地なりし由つたふ。

櫻澤（サクラサハ）（鐘撞堂山）

今櫻澤村と云ふ、寄居町の東北に接し、鐘撞堂山の下に居る、此峰は標高三百三十米突許、山高さにあらざるも、秩父口の唇端にあたり、東北より望めば顯著なり。○新記云、戰爭の世に、敵の寄せ來るを知らせん爲め、此山に陣鐘を掛置しと、頂上より臨めば、西南に男衾、秩父の高山近く相對し、北は上州の山々連りて見え、郡中の小山は麓に並びて、さながら兒孫の如し、東の方は眺望開けて景色いと美し。

寄居（ヨリヰ）

今寄居町と云ひ、人口三千、荒川の水濱にして、流を隔てゝ鉢形の舊壘に對す。寄居とは即古書城寨の義なり、或は解きて、鉢形城落去の後、甲州小田原などの浪人寄り集まりて、村里を成せるが故と云ふは、牽強の語のみ。熊谷へ五里、深谷へ三里、秩父大宮へ七里。

近年熊谷より荒川の沿岸、十三哩の鐵道成り、寄居町波久禮に達す、號して上武線と云ひ、秩父口の出入に便す。小前田、田中、大麻生等に停車場あり。

六供（ロック）

寄居町の小字にして、市街の西なる荒川の曲流する邊を云ふ、極樂寺聖天宮あり。曲流の斷崖を象が鼻と稱し、水石の景致賞ぶべし。六供の北を常木と小字し、山を負ふ、山は即鐘撞堂山の一面にて、正龍寺あり、藤田氏の葬所とす。○新記云、六供と云へるは、聖天宮六供僧房のありし邊故、名付たる由、聖天宮永享六年の文書に、六供僧と見えたれば、これも舊き名なることと知らる。

奉寄進、右於上下聖天々々供養摩、毎年打替々々、白五月一日、九月一日、一七日宛、六供一同會合讀合、無退轉可被致勤行者也、然間爲供料新開、極樂寺當知行圍坊居屋敷、年貢大役共に四貫四百文之分、此内壹貫貳百文者、更當役下也、若子孫中致違亂輩者、聖天御罰を可罷蒙、次者宗貞跡、一分不可知行者也、仍爲後證、寄進狀如件、

永享六年十月廿一日　前長門守貞宗（花押）

藤田善導寺（フヂタ）

寄居町の西半里、大字末野（スヱノ）に在り。善導寺は淨土宗、或は藤田道場、又は藤田の檀林とも號す、開山持阿は諱を良心と云ひ、藤田の産なり、弘安の頃記主禪師に隨侍す、此持阿は碩學高德の聞ありて、其流末を今も藤田派と號す、藤田康邦再興し、北條氏邦に至るまで歸依せしが、後又堂舍も破壞に及び、纔に草堂を結ぶのみ。

藤田花園城址（フヂタハナゾノ）（末野）

藤田氏の故壘なり、末野に在り、末野に末牧とも稱せられ、古牧の地とおもはる。○新記云、花園城蹟、末野村の中程にあり、西南の方は都て自ら堀にて、山の高さ二町程、芝山にて松の木立あり、往古相模守小野時季が九代の孫、五郎時行、始て此山の頂に築き、猪俣を改めて、在名を以て藤田と號し、累世相續して、康邦まで十五代在城す、關東戰爭の時、管領山内上杉氏に屬し、四家老の一に居る、蓋康邦父祖の時よりにや、康邦當郡及び幡羅、男衾を領して、家督を墜さざりしが、天文十五年四月、北條左京大夫氏康、川越夜軍に南上杉に打勝つに及び、康邦時勢を考へ、遂に北條氏に通す、氏康藤田が當國の舊家なれば多年人心を得し事を思ひ、其子新太郎氏邦（虎壽丸）を養子として、息女の約を成す、康邦當城を氏邦に讓り、其身は長子彌八郎、三男六郎二人を携へ、郡中用土の城に退き、新左衞門と改め、父子共に家號を用土と改む、夫より氏邦の持となりしが、天正十八年、鉢形沒落の時、當城もともに陷れ

りとぞ、東邦建立の寺あり、正龍と名つけ、多く東邦氏邦の事をつたふ。

一當領分、鐘打つかさ被下事、一飛脚一ヶ月五度宛に相定事、以上、右如斯□免所被仰出候、御飛脚彌至于走廻者、屋敷分可被下者也、仍如件、

癸酉十月廿三日(北條氏邦朱印)薗田　奉之

末野鐘打中、鐘阿彌、

廿人之飛脚かれ打共は、可踞候間、只今ちやうり踞候屋敷、共に被下候、山共嚴密守可申候、花園山共に被仰付者也、仍如件、

丑正月三日　末牧之かれ打

小前田(チマヘダ)

今黑田、荒川、飯塚、永田等を合同し、花園(ハナゾノ)村と改む。寄居の東一里、櫛引野の南端にして、比企郡より高見原、赤濱を經て荒川を渡り、小前田に至り、上州に赴く道路あり。

此邊は和名抄、榛澤郡藤田郷の餘戸なりしか、地形を推して之を云ふのみ。永祿十年文書に、御前田と記す、御前田の北なる野中に荒川村と云へるは、舊名只澤(タダサハ)と云ひ、鉢形城主盛大の時、持田四郎左衛門の開きたる者とす。持田は荒川衆と稱しければ、後世荒川村とも云へり其子孫の家に、多く舊簡を傳ふ。戰國の世にも、開田に力を用ゐし狀を見るべし。

御前田、至來戊辰歲、六年荒野に被定間、地下人等相集め、前々在之如、田畠可被開發、宿中之儀、諸役不入被仰付候、不可有横合者也、仍如件、

丁卯霜月朔日(北條氏邦朱印)　三山　奉之

其郷近邊之荒地、御領所私領共、切開次第、被下置間、如何樣にも、地下入相□田畠打開、可致知行候、構無候□不開發者、可處重科也、仍如件、

申三月二十三日(氏邦朱印)　只澤姓衆中

荒川之郷御檢地之辻事、永樂錢貳拾貫貳百九文、此度改之辻、此内三貫六百六拾八文、當開士人御扶持被下事、此取衆(中略)拾六貫五百四拾一文、本田高辻、此内壹貫五百四十一文、持田四郎左衛門御扶持に被下、殘而拾五貫文、風損日損無之定納、一當八月よりもあくるに開候原、何方の牢人、何者も開候へ、永代知行に可被下事、一彼宿へ他所より移候者、永代無諸役、反入に被仰出候、然者自前之定にて、懸候役之物、荒川、多川澤兩村、出合可乞剏事、一方々懸廻、他所之者、當秋共かまと可引移候事、右定所如件、(氏邦朱印)

戊子八月十五日、持田四郎左衛門　荒川之郷

(花園)、(荒川)

黑田(クロダ)

小前田、荒川の東に隣り、今花園村の大字と爲れり。

黑田に板碑あり、一は嘉元、一は延慶と銘刻したり。

〔歷史地理雜誌〕黑田の修驗萬光寺は、慶長中、奈良國藏坊の跡を承けて年行事たり、所藏の古文書多かりき。

男衾郡(ヲブスマ)

明治二十九年、廢して大里郡へ合併す、荒川の南岸、面積二方里の狹地のみ。然れとも和名抄、八郷の廣地なりしを見れば、郡界の變遷ありしを知る。大畧、近世比企郡の西半は、男衾郡の舊域内とす。

男衾は和名抄、乎夫須萬と訓じ、延喜神名式に小(チブスマ)被とあり。東鑑には小衾郡に作る、元久二年六月、小衾郡菅屋館、云々、菅屋は後比企郡へ入る。蓋本郡の榎津、鷹倉、郡家、多笛、川原の五郷の比企郡へ折入するは、元久以後文永の比までにある歟、比企郡の條に參考すべし。而も足利武家の世に及び、更に大里郡堺を紊亂し、其荒川南方の一帶を、男衾郡に併入したりと思惟せらるゝ古文書あり。之を要するに、鎌倉幕府の中葉より、江戸幕府の初めまで、男衾と比企、大里の郡堺に、變遷の屢次なりしを想ふべしと也。

(小衾郡)

新風土記云、男衾郡の名の起因詳ならず、郡名の正史に見えしは、後紀に「弘仁四年、壬生吉志繼成、年十九、壬生吉志眞成、年十三、並男衾郡擿津郷、戸主外從八位上、壬生吉志福正之男、右調庸今在庫、綿定爲儲料、而毎年令運、有損無用、自今以後、但留庸綿、令進調綿」とのす、今按に、和名抄郷名の部に、榎津郷あり、衣奈津と訓す、後紀に載する處の擿津郷は、即榎津郷にして、擿の字は書寫の誤りなるべし、又承和十二年、當國國分寺、七層塔一基燒失の後、前の男衾郡大領、外從八位上壬生吉志福正、かの塔を造立せしことを請ひしことをのす、又當國七黨系圖、猪俣黨の内に、男衾野五郎の名を載せ、又源平盛衰記にも、男衾次郎といふものあり、これ皆そのかみ當郡に住して、在名を以て氏とせし人なり。

大山郷(オホヤマ)

和名抄、男衾郡大山郷。○今詳ならず、鉢形、折原の邊の舊名ならん、山を南に負ひ荒川を帶び、鰭羅、榛澤の低野を下瞰し、大山の名も其因みあれば也。

鉢形(ハチカタ)

今鉢形村と云ふ、寄居町の南にして、荒川を隔つ。

永祿天正の比には、小田原殿の一門、安房守氏邦此に居り、北武藏及び秩父を鎭して、上州をも控制しければ、士民輻輳して、名城大邑たりき。(其邑は寄居、櫻澤、折原に跨る)北條氏敗滅の後は、城壘廢して、狐兎の栖と爲り、大小の巷街、皆變して田野に化す。而も城下の地を木持、白岩、關山、甘粕、內宿、立原の六村に分ち、總名藤田鉢形町と呼び、御弓宿、白岩小路、上宿、三方辻、殿原小路、鐵砲小路、鍛治小路、連雀小路、立原小路などの名を存し、五六の古寺社さへ殘れり。今小園、保田原(ホダハラ)、露梨子をも合し、鉢形村と云ふ、赤濱へ一里、小川(比企郡)へ二里。

藤田之内、甘糟之商人、長谷部源三郎、五走駄、當地之足輕、不可有相違者也、

…禄八年五月日（花押）

鉢形城址（ハチカタ）　寄居町の正南にあたり、荒川の断崖に據り、自然に要害を成す、城形東西五町、南北八町、數郭に分ち、西之入（ニシノイリ）溪谷より來り、城中を[illegible]、城内を立原（タチハラ）と云ひ、城東を本丸、白岩と云へり、大手口は南向にして、大光寺曲輪に當る

新記云、鉢形は廢城後せられしより、おのつから衰微せしを、後分ちて六村となせり、されど今も猶民家軒を連ねて町並をなし、總名鉢形町と呼び、毎月三八を市立の日と定め、近郷より織出せる絹紬の類を交易して、江戸へ貫出せり、荒川は城址の後背、断岸十七八丈許なる下を廻つて、屈曲して流る、砂利川にして幅二百間餘、川中に鳴岩、饅頭岩、烏帽子岩など突出す、又牛の淵、[illegible]の甲淵、雷淵、立石瀬、竿瀬等あり、壕に堀切には断崖の下にて、水流道巻き、深さ數丈あり、城址、村の西寄なり、今城内を開墾して、所々に陸田あり、又本丸の邊は林となりて、雜木繁茂し、昔のさまとは變革せしなるべし、又、東西宿の外は、深澤川にて、是も十餘丈の断岸なり、天正十八年籠城の時に、荒川より深澤川へ水を通入れ、城内の池にも注きて備へたる由、云ひ傳ふれば、水利も宜しき事推して知るべし、鎌倉大草紙、鎌倉九代記等の書を併考するに、公方成氏、享徳三年、管領上杉憲忠を殺して、兩上杉と矛盾に及ぶ、文明八年、山内の臣長尾四郎左衛門景春、其主顕定に怨有て叛き、當城に據て顕定が五十子の陣を襲ふ、顕定等叶はずして、九年正月十八日の夜、上州に打越、五月十三日に至りて、太田道灌南上杉を迎て、五十子に歸る、景春叶ふべからざるを見て、鉢形に退く、然るに公方の加勢を得て、恙なく當住せしが、十年正月、公方と兩上杉和議の後、景春も道灌に負けて當城を失ひ、顕定當城に入て、五十子の陣を立つと云へり、又梅花無盡藏には詩あり「鉢形城[illegible]、地[illegible]管東葛河岐、三四淺河當上野、民望大半屬當軍」當時城壘の堅想像すべし、北條五代記に、永正六年七月二十八日、上杉顕定武州鉢形城に在りしが、北國の合戦[illegible]、遺恨止事なく、兵を立て越中に赴き、長尾為景と合戦すとあり、又宗長が東路の土産に「永正六年八月十五日、氏宗因息寫定、[illegible]打立て、[illegible]の中を通行から、に、長尾孫太郎顕房の館、はち形と云所につきぬ、彼定馬上ながら、武藏野の露の限は分も見ぬ秋の風をば厭ひ物かは、此顕定従ひ[illegible]により、上野の侍進發の事有て、いつこも静ならずしかば、一夜有て、翌日日たけて、長井の誰とやらんの宿所へと送らる、夜に入て落着侍り」又日「鉢形の館にして、[illegible]生きさしるき松の千代、馬場豊前守重直興行なりしなり、顕方（房方）未だ少年の行末にはあらなる事を、あらく[illegible]侍るにおりなり、又[illegible]行[illegible]、顕方にかはりて、さえし夜を重て今日は[illegible]、連歌にて[illegible]など有て、夜更侍りしなり、宮城の道祖の[illegible]、中宿にて、[illegible]侍れ、枝の箱一云々

管窺武鑑云、天正十六年、[illegible]公[illegible]鉢形を攻め[illegible]、上州沼田[illegible]北條氏邦の家老、猪俣能登守[illegible]、[illegible]數不[illegible]、[illegible]之に[illegible]、[illegible]六月十八日也

新記又云、小田原記に、天正十八年五月十九日、鉢形城に押寄、安房守氏邦、元來武勇左のみ勝れざる人なれば、力不及降參し、城下の寺に入て出家入道して沙彌の姿になり給ふ」秩父通志に據るに、氏邦は寄居正龍寺に出家せし也、管窺武鑑には、富田能登守信吉、上杉陣中に在て、[illegible]を以て[illegible]を城中に遣す、氏邦聞て、城を渡す上は其身に望なしとて、城を渡し[illegible]髪すと、古戰錄の説は異同あり、氏邦は手勢一千餘人籠り、小田原へ[illegible]して、當城侍三百餘人、雜兵二千七百餘人、其に沼田の城代猪俣能登守邦憲、見次として三百人を率て來り加はる、斯て十九日前田利家父子、上杉景勝、鉢形城を囲むべしとて、赤濱の渡を經て、東の方より押寄る、眞田安房守昌幸は、寄居野より小前田と云處を過て、寄居山に陣を取、荒川を中に隔て迫合を始む、案内者木呂子丹波守、山田伊賀守、西の方に向ふ、此所切岸高き事凡三十間、屏風を立たるが如くなるに、岸根は荒川激り流れ、徒に用を隔て攻に、南の方大手には景勝、東の方搦手は利家父子、山の嶺より城中を目の下に見下し、鐵砲を打懸けるに、城中日を追て乏く、猪俣能登守降人に出ける故、六月十四日、終に落城す、云々

木持（キモチ）　今鉢形村の小字にて、城東にあたり、氷川明神鎮座す　新記云、木持の氷川社は、延喜式、男衾郡稲乃賣神社なりといへど、確なる證なし　稲乃賣神は稲魂にして、和名抄にウケノミタマと擧ぐる者[illegible]、又稲田[illegible]、此神今木持村に在りて、保食神（和名抄にも見え、ウケモチと訓む）なり、ウケモチ[illegible]りて地名に木持と云ふことし

白岩（シロイハ）　今鉢形の小字なり。○新記云、白岩村は北條氏邦より出せし永禄元亀の頃の文書に、白岩瀬三郎、白岩又三郎、白岩惣次郎等の名みえ、又白岩分九貫文の地を、町田[illegible]に[illegible]すべき由、記せしもあり

數父（ツミフ）　近世、男衾郡鉢形近傍の庄號なるが、古書に徴見する所なし（○新記云、數父庄は今村二十、鉢形、白岩村の内、深澤[illegible]に總名、寺などに當ふる書、都合四十八あり、庄名も是より起りて、數村に及ぶと云ふ。○新記又云、貞和三年山中[illegible]の下文に、男衾郡内[illegible]四分一と見え、今其地名をしらず

折原（ヲリハラ）　今[illegible]、西之入等を合せて、折原村と云ふ、鉢形城址の西南一里にして、[illegible]起し、其後を[illegible]、釜伐

山最秀て、秩父郡白島村にわたる。新記云、七黨系圖、丹黨の内、薄(ススキ)次郎長房が子に、織原丹五郎泰房と云ものあり、然るに今秩父郡の内に薄村あり、是恐らくは彼薄次郎の住居の地にして、織原丹五郎は、當村に住するを以て、共に在名を名乘りし者ならん。

西之入(ニシノイリ) 今折原村へ併す、新風土記に、「波羅門社、西之入村の鎭守なり、本地佛十一面觀音を置く、神職一戸あり」云々と、波羅門とは奇異の祠號ならずや。北企郡奈良梨、諏方社鰐口銘「弘治三年丁巳、施主男衾郡鉢形、錦入、新井土佐守」云々、この錦字はニシとよみ、西之入に同しかるべし。

中村郷(ナカムラ) 和名抄、男衾郡中村郷。○蓋男衾村にあたる、鉢形の東、畠山の西にして、南北往來の中間に居り、小被神社と傳ふる者亦此に存す。

富田(トミタ) 今赤濱、今市、牟禮、鷹栖等を合せて、男衾村と改稱す、鉢形の東一里、富田の北は即赤濱にして、荒川に縁れり。新記云、小被神社は延喜式内にて、今も男衾郡の惣鎭守なり、富田村に在り、古文書棟札の證とすべき者なし、社も大ならず、免田僅に一反五畝、富田は正保圖に富田牟禮村と記し、元祿圖に至り、富田と牟禮相分てり。

(小被神社)

赤濱(アカハマ) 今男衾村の大字とす、渡津あり、對岸は即小前田村なり、赤濱の内に塚田(ツカタ)宿と稱する小部落あり、中世の一驛家にて、師門物語に見ゆ。○新記云、赤濱村の三島社、應永二年鰐口の銘に、武藏國男衾郡塚田宿と彫たり、八幡社、春日社を合社する一祠あり、延喜式神名帳に載たる、男衾郡三座の内、出雲乃伊比神社なりと云傳へたれど、させる古色とも見えず、殊に郡内板井村の氷川社なども、彼伊波比神社なる由いひ傳ふれば、何れを式内社とも定めかたし。

(塚田)

今度於赤濱之原、安獨齋入衆懸合、以其方之走廻、山田伊賀を討臥候、乍不始儀、心地好無比類候、謹言、

七月廿七日　資正(花押)

道祖土圖書助殿

師門物語云、武藏國に聞ゆる、名も恐しき荒川なば、岩間岩間と蹈したへ、君にあふのたのみにて、足もとどろに打越て、宿につかたのしゆくとかやにて、しののめの夜を明し、さてふきあげに打かかり。(今按、塚田は赤濱原に驛址を存す、吹上は塚田より、北企郡大藏に至る間なるべし、宴曲抄、善光寺修行の道行振の文句にも見ゆ)

今市(イマイチ) 今男衾村の大字とす、赤濱の東南一里、北企郡の高見と相接す。市野川は今市の西なる富田の山間に濫觴して、曲折して北企郡の方へ流る。此地は上州より兒玉、用土に出て、松山、川越に通する路頭にあたり、其路を俗に鎌倉街道と呼ぶ、延德元年の高見(タカミ)原合戰即此なり。

新記云、今市は昔比企郡高見村と一村なりしを、何の頃にか分れて、郡界を此間に定めたりと土人の語なり、今も高見郷と唱ふ、延德元年十一月、高見原合戰の事、鎌倉管領記、小田原記などに見えたり、首塚は村の北に在り、高二三尺の小塚にて、上に稻荷の小社あり、此地を掘れば髑髏多く出る故此名ありと、按に、高見原合戰の始末は、扇谷の上杉修理大夫定正、古河公方政氏を誘引して、山内民部大輔顯定と戰ひ、勝利を得しなり、此塚は當時討死せしものゝ骸を埋たる印なるべし。○今按、鎌倉管領九代記に、延德元年六月、山内殿顯定憲房父子、相州の菅谷原に出張せられしかば、扇谷定正も馳向はる、同年十一月、定正は古公河公方政氏公心を合せ、武州の高見原に出張あり、云々、延德元は長享三にあたる。永享記附載の東亂記には、長享二に作り、菅谷原を須賀原とす、皆誤れるに似たり、曰「長享二年戊申、六月八日、山内殿上杉民部大輔顯定、兵庫頭憲房、須賀谷へ出陣、坂東八ヶ國の勢兵、我も〳〵と馳集て如雲霞、扇谷殿上杉修理大夫定政、子息五郎朝良、古河の公方の御動座を申し成し、御旗打立、長尾景春入道參りしか、小勢なれども家の安否身の浮沈、唯此一軍に可定と、各勇進て、敵東西に有とも不思氣色也、顯定憲房終に打負引退く、其後高見原へ出張す　顯定聞て即押寄攻給ふ、扇谷の先手の軍兵被懸懶、引色に成ける所に、定政と伊玄入道、荒手を替へて攻立ければ、顯定の兵戰疲て引退く」云々。

(高見原)

弓矢神社(ユミヤ) 今今市の東、大字鷹栖(タカス)に在り。新記云、弓矢明神は、昔上州新用の岩松直國、鎌倉へ往來の折柄、參拜して丹誠ありしに、社前に一婦女ありて、小童を抱て立てり、是を問へば「紛は義宗朝臣の忘形見にて、妾は朝臣に召仕はれし女なり、義宗朝臣、去りし頃越後國村松の邊にて討死し給ひしより、亂を避てこの山里に忍び住むよし」答ふ、直國悅て上州に伴ひ歸り、生長の後已が嗣子として、岩松治部大輔滿純と名乘らしむ、是より社號を弓矢と號すと、云云、村老の傳ふる所斯の如し、今岩松家系附考を按するに、新田義貞滅亡の後、新田の地に殘る所の同姓の内、岩松治部大輔直國、始て足利直義に仕へてより、以來尊氏に從ひ、別て基氏へは昵近して、屢加恩あり、直國の子岩松左馬介滿國、相續きて善く基氏に仕ふ、其嫡子早世により、養子滿純相續す、鎌倉大草紙に「左馬介滿國は本新田一家の人なり、如何なる心にや、敵方の義宗が子を竊に養ひ置しに、一子治部大輔早世の後、彼容辻王丸を己が實子と披露し、岩松治部大輔滿純と號して、家を相續せしめしと云」已上の說によりて考ふれば、滿純を養ひて嗣とせしは、直國の子滿國にて、直國にはあらず、是土俗の傳へ誤れるなり。○

(鷹栖)

靈楠の高津堂山は、高楠山とも云ふ、北企郡奈良梨の條下へ出したり。

幡多郷

和名抄、男衾郡幡々郷。〇今の畠山、本田の二村ならん、村閭氏曰「幡々、恐幡多之譌、傳寫偶失一夕者、當讀云波太」と、是に從ふべし。畠山と云ひ、本田と云ひ、共に幡多と相因む所あり、即其地にあたる。中村郷の東北に並び、荒川を帶び、南方は丘陵起伏して高原を爲す。

畠山

今本田村と相合せ、本畠と云ふには、甚穏順ならず、赤濱の東北一里、荒川其西北二方に繞る、即當國の名族、畠山氏の在名を取れる古村なり、荒川の岸に蛤塚と稱する一丘あり。

新記云、畠山村滿福寺は、近代寺領十石、眞言宗、畠山庄司重忠葬、其觀音堂の後に在り、寶暦十三年再造する所なり、碑面の重忠廟と題す、此碑の左右に五輪の塔二基あり、是も畠山氏の族の墓なるにや、古色甚くして、文字は讀むべからず、古城蹟、凡一町四方許、平衍の地なり、今林木叢生して、小土手殘れり、八幡の小社あり、其後方に五輪石塔四基立つ、中央なる一基は高六尺許、其餘は稍小なり、共に碑字なし、又側に嘉元二年卯月としるせる古碑あり、何人の墓石なるを傳へず、是も畠山氏一族の墓ならんと云ふ、東鑑、重忠討死の條に、小衾郡菅谷館を出て云々、後世郡名を誤りしより、當所則菅谷館蹟の如く思ふ人もあるべけれど、菅谷館と當所とはおのつから別なり。〇同書又云、畠山村、古、此邊縉紳家の庄園たりし頃、秩父の次郎平重能、此地の庄司たり、其子の忠重も庄司を勤む、よりて畠山庄司と號す、此頃王室勢微にして、武家漸く盛なりしかば、地下人領家の庄園を己が所領とす、重忠が此邊を領せしも亦然り、此人元久二年六月討死せし後、其妻(北條氏)は將軍實朝の叔母なるを以て、改めて足利上總介義兼が六男、義純に再嫁し、重忠、重能重代の遺跡を[illegible]かしめらる、是に於て、義純改て畠山六郎と稱す、後又岩松の家をつぎて、從五位下遠江守に叙任し、永元十七年卒す、是れ諸家系圖、岩松系譜等に載る所なり、此人重忠に[illegible]て此邊を領せしこと知らる、其子畠山[illegible]國より五代の後、阿波守國清は、足利尊氏を輔けて、幕府の執事職となる、國清は後足利に叛き敗死、弟義深の後、最[illegible]榮す、本田村敬念寺に傳ふる、延元、應永の頃の文書にも、畠山氏の指揮せしこと載たれば、此邊世襲して、彼家に領知し、其頃に在れるを知る。

本田

今畠山と併せ、本畠村と改む、畠山の東に隣接し、熊谷の西二里を隔つ、[illegible]記云、本田村は、吾妻鏡に見ゆる、畠山の郎從、本田次郎近常が住せし所とす、本多親恒(にも作る)村内敬念寺に藏する延文、康暦、應永等の文書に、本田郷の名見ゆ、異本[illegible]合記に、正平十三年正月、新田の人々、武州に出張、三方野に陣す、二月九日、上杉[illegible]房、畠山基國、一万余騎本田に陣す、十日合戰、味方討負、新田[illegible]上州に歸る、云云と載せ、南方紀傳、園[illegible]記等に、應安二年二月十五日、將軍[illegible]舎弟左馬頭満詮、武藏國本多の陣に下向、十月十三日、満詮武藏より歸京、上杉弾正少弼憲房、畠山右衛門佐基國入道得本(尾張守義深の子、[illegible]、武州本田の陣より、信州に發向」云々と見えたれば、當時しばしば戰爭ありし地なり、[illegible]陸田口に、小高[illegible]多あ[illegible]、[illegible]古戰錄に「鉢山落城の後、[illegible]北條安房守氏邦の家人共、四百計にて[illegible]、本田[illegible]に取懸ける、城兵一戰にも及ばず、鉢形城へ逃行」と接するに男衾郡本田村に[illegible]山なるべし。

敬念寺

本田に在り、安養山[illegible]院と稱し、時宗の遊行道場なり、永仁六年、遊行二祖他阿眞教上人、當國村岡に滯留の時、時衆門[illegible]行の大綱書を著せし頃、當寺の住侶智觀、上人に參謁して、宗門に歸依の餘り、上人を請し改めて當山の開祖とし、もとの天台を改て時宗となると、かゝる古刹なりければ、鎌倉管領以來、代々の武家等よりの寄附状、今に傳へり。

[illegible]　敬念寺

武藏國男衾郡本田郷、志之萬、小泉郷、地頭職事、右任阿波守國清申請旨、所令寄附之状如件、

康安元年十二月三日　左馬頭源朝臣(基氏)

[illegible]方郷内、[illegible]永在家事、如元所渡付御道場申候也、仍渡状如件、

永德二年十一月廿五日　左衛門尉基泰(花押)

(文中所載平方郷は、今村内の小名に存す)

[illegible]道、上本田郷内田地事、合壹町者、字との田、右[illegible]進者、[illegible]田六郎左衛門尉、依本願之子細、所寄進敬念寺道場也、[illegible]不可有相違、仍爲末代、寄進之状如件、

應永參年九月廿二日　義清(花押)(畠山國清子)

武州本田道場寺領、上野國一宮、事任當知行、安堵事[illegible]沙汰之者、恐[illegible]、[illegible]當寺可被申候、恐々謹言、

二月十六日　沙彌德元(花押)(畠山基國)

[illegible]

[illegible]道、本田之敬念寺、

右[illegible]本田郷之内、田拾町、并[illegible]、前々寺領之由、[illegible]、如此之[illegible]、如件、

[illegible]元年[illegible]月[illegible]日　[illegible]氏兼(花押)

本田遊行道場は、敬念寺の外に、[illegible]あり、寺寶の古鉦あり、「遊行十四代、[illegible]、武州本田道場[illegible]院道場、不[illegible]山[illegible]名寺、重寶也　十四代上人[illegible]、永享十一年に遷化す

吉野川　男衾村富田の奥なる竹澤に發し、赤濱、今市の間を過ぎ、本田に至り、荒川に歸す、長二里。而も其荒川合流の邊より、更に堰塘を起して、御庄、村岡の方へ導引して、猶吉野川の名あり。其灌漑する所の田野廣し、凡二里にして和田川と合し、又一里にして吉見村小八林に至り、再び荒川へ歸す。

板井（篠場）　今須賀廣、小江川、千代、野原等を合せ、小原村と改む。本田の東南に隣り、原野の間に、民家田圃散在し、其南は比企郡に堺す。此諸村或は篠場庄と稱し、（本田教念寺文書に志之萬に作る）元は大里郡の所屬なり、近世は男衾郡に入りしを以て、或は板井の氷川社を、式内の伊波比神に牽強するものあれど、採り難し。

新記云、坂井村は篠場庄に屬す、氷川社あり、延喜式なる男衾郡出雲乃伊波比神社なりと云ふ、社地老杉の繁茂せんさま、神古たれど、たしかなる證據もなく、口碑の傳あるのみ、長命寺は篠場と呼ばれ、本山派修驗にて、正年行事職を勤め、當郡及び上比企郡（松山より小川の邊まで、四十八ヶ村）幡羅郡内瓶尻、榛澤郡田中、菅沼瀨山村々の修驗等、配下に屬す、板井山藥王院と稱し、開山法印元阿圓長、久安三年寂す、本尊不動は智證大師の作とか、本院より二三町を隔てゝ、開山塔の傍に、古木の櫻あり、俗談に長命寺櫻とて名花なり。

武州篠場長命寺事、去天文九年、對兒玉福泉坊、可令再興之趣、被仰下之旨、既帶證文上者、重被成奉書者也、爰號先師舍弟、去年令參路撿在候、久依無音而、[]稱斷絕間、被許容訖、但就三劇不自由段、捧而怨望中之條、猶一齋者源重相續之、熊野先達職、井檀那衆分等事、宜存知之、次彼被差出舍弟事、加憐愍、不可致疎遠之由、聖護院御門跡御氣色、執達如件、

天文廿三年二月廿三日　權大僧都律師

野原　新記云、野原文殊寺、々領二十石、天台宗の古刹にて、鎌倉右大將家再興、伽藍頗莊嚴なりしとか、其頭は今の地より二三町を隔てゝあり、今に其跡を能滿寺谷と唱ふ、其後文明十五年、增田四郎重富、位を相て今の地に伽藍を建立し、台家を改め禪林となす、重富は幡羅郡增田村の人にて、比企郡高見村四山の城主なり。

小江川（老川）　今小原村の大字也、板井と野原の間に在りて、或は老川に作る。正長元年、金陸寺寄進帳に、武州大里郡大江小泉郷と云ふ、〔新篇風土記〕大江即小江に同しかるべし、オーチの轉訛、錄々これあり。

渡中御知行之事、武州まけちの郷、野原の郷、老川の郷、すかひろの郷、せんたいの郷、西富田郷、とみ田郷、折原の郷、飯塚の郷、今市の郷内に而、合三千百四十石九斗九升三合、右之分可有所務候、田畑屋敷、上中下高之振、可被下候也、

辰三月　大久保十兵衞（判）伊奈熊藏（判）武川衆

文中老川は小江川にて、せんたいは千代なり、辰年は文祿元なるべし、武川衆とは甲州武川郷より移住せる將士の團結なり。

和田　近年楊井村と改む、野原の東に隣り、板井、野原の方より來る野水を和田川と呼ぶも、之に因る。楊井とは和名抄大里郡の古郷名なるが、近年之を以て和田に易へしは、其故を知らず。楊井は熊谷の地かと疑はるるも、和田にはあらず。和田、板井などは市田の餘戸なりけむ。

新記云、鎌倉淨光明寺、嘉慶三年左辨官符に、男衾郡內和田郷事とのせ、應永、享德年間の文書にも、しか記せり、今郡內和田村なく、大里郡の内和田村あり、郡界の地なればその所なるべし。○和田川は板井の野中に發し東流、野原を過ぎ、和田に至り、吉野川を合せ、東南に（和田川）向ひ、吉見村小八林に至り、荒川に入る、長三里。末流に於て或は和田吉野川の名あり、灌漑の利廣し。吉野川及び通殿川は、共に荒川を堰入れたる用水なるが、吉野川は本田の條に詳にす。

餘戸郷　和名抄、大里郡市田郷、餘戸郷。○市田郷の位置より推して、餘戸は板井（小原村）和田（楊井村）等の地なるを知るべし

御坂郷　和名抄、横見郡御坂郷、訓美佐加。○今大里郡に入れる吉見村、及び比企郡管なる大岡村にあたるごとし。即橫見郡高生郷の北、大里郡市田郷の東南に隣り、荒川を以て足立郡と限り、近世上吉見領と稱せる地にあたる。胄山と號する大古墳ありて、比企郡松山より熊谷に向ふ通路にあたり、御坂の名も胄山の坂に起る歟。

胄山（上吉見）　今津田、向谷、相上、玉作、小八林等を合せ、吉見村と稱す。熊谷の南方二里、松山の北一里、岡山東西に亙り、中に特に胄山と名づくるは、路傍の一大古塚を云ふ。

管窺武鑑云、天正十年六月、信長御生害ありければ、上野の瀧川一益は上洛せんとて、先小田原へ一軍仕懸け、武藏へ討て出、北條氏政も瀧川滅すべしと、甲山に着陣、遂に金久保、神流川に合戰あり。新風土記云、甲山村は正保圖に箕輪甲山村と載す、文祿圖に箕輪と相分つ、甲山は高五丈許、山と號すれど大なる塚なり、相傳へて、天正十年六月、北條瀧川の合戰の時の、兵具を埋めし者と、而も塚のさま、天正の頃のものとは見えず、嘗て此塚を穿ちし時、石槨ありて、中より甲冑馬上の塑人五躰、玉、鏡、太刀の折など出ければ、恐れて又元の如く埋み、八幡神を勸請したりと云ふ、上古の墳塋なること疑なし。（甲山）

小八林　今吉見村の大字とす、和田吉野川此に至り荒川に

歸す。永祿二年小田原役帳に、吉見郡高木、小八林、十二貫文と載せたり、高木は今市田村の大字に存す

津田(ツダ)　今吉見村の大字とす、小八林の北にして、高木、屈戸に接す。鶴岡文書、應永二十一年、武州津田郷に見ゆ、此なるべし、今も八幡の小祠ありて、鶴岡領たりしを想ふに足る。

大谷(オホヤ)　今岡郷と合せ、大岡村と改め、比企郡の管内なり然れども地全く冑山、和田と相交雜し、和田吉野川の緣邊なれば、本篇之を冑山の下に係く。

人類學雜志云、大谷村の古墳は、種々の遺物を出し、殊に埴輪土偶十餘躰を發見し、其製作最古代服裝を知るの便あり、頸に玉を懸けし者、刀子を帶び、袴を着くる者、頭に或は被覆し、或は理髮し、又手頸に環を着けたる、足に履を穿てる等も徵すべし。○考古雜誌云、同郡光福寺門前にある板碑は、三尊來迎佛を刻し、嘉元四年の文字見え、年號の左右に花瓶を刻し、高さ四尺、幅一尺三寸、希に見る美事なる板碑なり、寺門に入れば釋迦堂あり、堂の側に寶篋印塔一基立てり、塔の礎石は一枚の自然石にて、長六尺横五尺、地面より九輪迄、高さ凡七尺五寸、第一層の石に文字あれど、明に讀むことかたし、第二層の石も九輪石も、年代新たなるものと見らる、明治十九年、此塔の位置を改めし時、塔の下より出し壺、舍利塔、念珠玉等、其圖を畫き、發見當時の村明細に記されたるものあり、曰く、舍利塔は水晶一基、高さ一寸一分、中に舍利五粒を結めたり、銀一基、高さ同し、中にさり三十五粒を納めたり、銀色青綠にさびたり、壺は交趾燒の薄綠の藥かかりし陶器にて、高さ一尺二寸二分、口の徑り三寸六分、底の徑り二寸五分にして、耳四つあり、其さま古雅にして、めづらかなるものなり、石もて蓋したる中に、茶毘せし骨にまじりて、水晶念珠の玉、大小九個あり、このほかに木もて作れる玉、經卷などもありしが、あまたの年を經て、くちたりしにこそ、塔は圓石を三重にたたみあげ、うへに角なる石を置き、石の裏の方に銘あり、

　奉造立寶篋印塔一基、右塔婆者、大日本國武州、北
　條左京大夫、四國山光福寺、沙門覺空了圓、于時在亥
　當時大檀那、比丘尼妙珊、藤原光貞□臣、施主沙彌
　閑阿、

とく文字あれども、つぶさによみがたし、又其上に角なる石を置き、前面に寶篋印塔の四字を刻つけたり、これも同じ石なれど、質もやや異り、時代も遙に後のものとおもはる、藤原光貞は、兒玉黨入西三大夫資行の孫にて、黑岩某といふ人ならん。

市田郷(イチタ)　和名抄、大里郡市田郷、訓以知多。今市田村、箕輪村、吉田村にわたる如し。北に荒川をおび、西は男衾郡幡多郷、東南は横見郡御坂郷に至る。

新記云、今久下村の南、堤の内に小名北市田(キタイチダ)といふ地あり、當國七黨の内なる私黨の市田某の舊跡なりとつたふ、市田郷も此邊なりけん。○今按に、荒川は往昔大里郡、幡羅郡の間を流れ、和名抄大里郡四郷の地は、其河南に在り、中世に至り、荒川南流して、大里郡の中央を貫通し、其北は後世の形狀を生ず。市田、楊井の郷名の廢せるも、是等の變異に因る歟。又按に、元德の文書に男衾郡小泉郷と云ひ、河南の諸村の一時男衾郡に併入し、河北のみ大里郡の稱を保ちしこともありし如し、されど近世久下村の南に北市田の名を遺すことに、其南なる小泉、恩田、村岡などの市田郷なることを、推斷するの一證に供せらるべし。

小泉(コイヅミ)　今恩田、高木、吉所敷(キショシキ)、屈戸等を合せ、市田村と改む。津田の西、和田、大谷の北にして、村岡に接す。

新記云、岩松文書、文永三年のものに、當國小泉郷の名見ゆ、されど郡名載せず、又矢野伊賀入道善久といひし人も、建武の頃、男衾郡小泉郷を領せしといひ、又上野國世良田長樂寺、元德の頃の文書に、武藏國男衾郡小泉郷とあり、然れば當村古は彼郡内に屬して、後郡界の變革ありしなるべし、又成田家分限帳に、十五貫文小泉將監とのす、此將監といひし者、成田の家人にて、此邊に居りしと見ゆれば、是等の祖先にて、世々ここに居りしにや。

　武藏國男衾郡、小泉郷地頭職事、同國崎西郡鎧塚郷、
　矢野加賀五郎、同又五郎知行跡、半分之事、所寄附之
　狀、如件、
　　康安二年六月六日　　左兵衛督源朝臣(花押)

新記云、熊谷圓覺寺文書曰「寄進、金陸寺、武藏國大里郡、大江小□郷、半分當方、各半分事、右爲當寺領、所令寄附之狀、如件、正長元年八月十九日、從三位源朝臣」按するに、同寺塔中傳日菴所藏文書、尊氏より直義への下知狀に「金陸寺領、武藏國さくらの郷の替として、小泉の郷を先年寄附の所に、吉見違亂の由、常在光院の長老申され候、相違なきやうに、御さた候べく、あなかしこ」と載たれば、小泉郷の古く彼寺領なりし事知るべし、さくらの郷の地も今傳へざれど、吉見違亂など云るに據れば、横見郡の邊なるべし。

屈戸(クツド)　今市田村の大字に存す、鶴岡文書、應安四年上杉朝房の寄進狀に、當國屈戸郷とあるは此ならん。○新記云、屈戸は正保圖に屈戸久下村と云ひ、昔は久下に接して、河北の地なりしが、寛永六年、伊奈半十郎忠治、荒川の瀬を替へせし時より、離れて河南となれりと。

恩田(オンダ)　今市田村の大字とす、和田と村岡の間にして、松山、熊谷驛路に係る。鎌倉圓覺寺正續院文書、貞和五年のものに、武州恩田郷とあるは此なり。

寄進、武藏國津田郷內、長福寺前住浩溪□和尚塔所、田島之事、右之所者、恩田御厨、田島郷內、田壺町壹段、在家壹宇者、雖爲長福寺之塔頭領、依無守塔小弟、彼所荒廢畢、云々、

御厨とは伊勢神領なるが、今の中恩田の神明社は、其序社歟。

村岡

今萬吉平塚を合せ、吉岡村と改む、恩田の北に接し、其荒川の渡津を踰ゆれば、即熊谷町とす、村岡河原凡半里。法然上人行狀繪詞に、熊谷直實は、村岡の市に札立てさせて、念佛往生の最期を衆人に示せりとあれば、當昨熊谷と村岡とは、相接比して、村岡は稠人の地なりしを想ふべし。後世熊谷村岡の間に荒川橫流し、村岡の市廢して、熊谷の町の起るは、形勢の一大變なり。

（村岡河原）

法然上人行狀繪詞云、熊谷次郎直實は、平家追討の時、所々の合戰に忠をいたし、名をあげしかば、武勇の道ならびなかりき、しかるに幕下將軍をうらみ申事ありて、心をおこし出家して、蓮生と申ける、云々、建永元年八月に、蓮生は明年二月八日、往生すべし、申所もし不審あらん人は、來て見べきよし、武藏國村岡の市に札を立させけり、つたへきく輩、遠近をわかず、熊谷が宿所へ群集するもの、幾千萬と云事をしらず、すでに其日になりければ、滿座合掌し、高聲念佛熾盛にして、念佛と共に息とゝまる時、口より光を放つ、ながさ五六寸はかりなり。○按に、關城繹史に「延元四年九月、賊酋高師冬、將寇常陸、在武藏村岡並木渡、聚其與黨」云々、今並木の渡の名はなけれど、對岸熊谷石原の古川跡を、五本榎と呼び、古戰場とつたふ、そこか。又大日本史小山義政傳に、「弘和元年春、足利氏滿、亦發大兵、出陣武藏村岡、遣上杉朝宗及木戸範秀來攻」云々。又野史千葉利胤傳に、天文二十二年、利胤村岡礦に至り、上杉謙信の兵を挑み敗走する事を載す。

九代後記、永享十二年七月朔、一色伊豫守、武州北一揆を相語らひ、利根川を越て、武州の須賀土佐入道が城へ押寄放火す、須賀が郎等、暫支て討死す、三日、上杉性順、長尾景仲、須賀討死の由を聞て、成田が舘へ發向し、一色と合戰數度に及ぶ、四日又戰ふ、一色に馳加る兵多く、性順景仲無勢にして引色になれば、一色勝に乘て、荒川を渡、村岡河原に打出る、性順景仲一手に成て相戰ふ、一色終に敗北す。

新記云、村岡村は往昔村岡平五郎良文より五代孫、權五郎忠通、此所に住せし故を以、此名ありと云ふ、然れば相州鎌倉郡村岡鄕の地名の移りしなり、村岡茶臼塚は、村の乾の方に在り、土人村岡五郎忠通が墓なりと云ふ、高さ一丈餘、經三十間、塚上に馬頭觀音堂、及び圍九尺許の松樹あり、按に村岡五郎忠通は、從五位下相模守に叙任し、鎭守府將軍となり、永保二年九月、奧州の陣中にて卒す、今現に相摸國村岡に墳墓ある時は、是土人祀る所の塚歟、忠通此地に居しこと史に所見なけれど、土人普く口碑に傳ふといひ、且村名にも村岡を唱るは、忠通爰にも住せしか、又成田分限帳に、村岡式部十貫文の地を領せしと見ゆ、又村内別に塚あり、高九尺許、長二十間、橫四五間、穴あり、內の廣さ七八席許。

萬吉

今村岡と合同し、吉岡村と改む、村岡の西に隣る。凡萬吉以西、三本よては、中世の春野原莊也。○弘安元年、岩松道受本領注文に、武藏國春野庄萬吉鄕と載せ、寶治二年文書には、假名にて「すんはら庄の內、まんきちのかう」と見えたり、萬吉鄕後世に聞こえず、近世まけちとも呼ぶ。

御正

中世の春野原の御庄の遺號にして、今御正新田、成澤、春野原、樋口、押切、三本等、萬吉と本田の間なる諸里を合せ、御正村と號せしむ。御庄とは蓋貴家の本領の謂ひなるが、正木岩松文書に據れば、岩松氏此御莊の地頭を世襲したり。

新記云、御正は御庄なり、岩松文書の貞應、寶治、弘長、文永、弘安、應永等の讓渡狀に、春原庄內萬吉鄕と見ゆ、或は春野原にも作れり。又云、春野原村は近代樋口村の內なりしを、萬治三年別村となせり、故に正保の國圖には載せず、元祿の國圖に樋口村枝鄕春野原村と見えたり、按ふに春野原に古き名にして、此邊の總名なり、然れば分村のとき古き庄名をとりて、村名に負はせしこと知るべし。

（春野原）（樋口）

成澤

今御正村の大字とす。○新記云、成田の家人に、成澤藤三郎あり、此地より出しにや、又按ふに、村內靜簡院の開基は、榛澤郡深谷城主上杉左兵衛憲盛なりといひ、且郡中にも深谷領を唱る村あれば、其頃この邊深谷上杉氏の所領なりけん。

押切

今御正村の大字とす、本田村に接す。大里郡の古代の地形を想ふに、押切、大麻生は元接續の土地にて、荒川は大麻生の西北を流れし者、中世に至り大麻生の南、押切の地を決潰して、大里郡を二分することとなれるならん、猶考ふべし。

郡家鄕

和名抄、大里郡郡家鄕。○今久下村、佐谷田村、及び北埼玉郡大井村にわたる。中世以降、荒川の河道變して、地形沿革したりと雖、大畧本鄕は市田鄕の北に接し、荒川は初め本鄕と埼玉郡埼玉鄕との間を流れしを想ふべし。忍、行田町と久下との間なる低窪は、即往時荒川の埼玉足立の間に入れる古道なり。後再變して久下と大井との間に入り來り、寬永年中の治水まて之を通す、今の元荒川の河道是なり。されば元荒川北岸の大井、中世以來埼玉郡は接壤すと雖、古代には然らず、大里郡郡家鄕の屬域のみ。

國邑誌稿云、東鑑「建久三年、武藏國熊谷久下境相論」

元久二年、武藏國久下郷、寺進賛長壽院領に寄附す」と、按に久下は郡家の訛なり。

久下（クゲ）

今久下村と云ふ、荒川の北岸に居り、熊谷町の東南一里、近世は中仙道の驛路に係れり。

新記云、久下村は江戸より十五里、古へ熊谷直實の一族、久下權守直光が此地に住せしことは、諸書にのすれば、彼が父祖より此地名はありしならん、直光後に丹波へ移りしに、其關所を鎌倉管領に掛けられしにや、東竹院に其事見ゆ、東竹院は[illegible]曹洞派、久下の[illegible]と號す、開基は久下次郎重光、建久七年寺を[illegible]、寺領は[illegible]にて、賀美郡阿保村眞光寺の鐘なり、戰國の世に行軍の人[illegible]去りしに、後村内うなぎ淵より堀出せしと、此鐘に鐵炮の玉入てあり、寺内に久下氏の墓、及び上杉氏の墓と傳ふる者あり、當寺中興、深谷城主上杉三郎憲賢の[illegible]、久下氏の古蹟は今村南の堤外に在りて、畠となりし、陵五畝許、權守直光とは、熊谷直實が姨母夫なり、直實當年親盛が家人となりし故を以て、直光と隙を生ず、直實源氏に歸參の後も、互に不快にて、終に爭訟し事あり、是建久三年也、丹波志に據るに、後程なく當所を去りしと覺えて、彼國に久しく子孫相續して、盛えたり、又丹波志に、直光父を久下二郎重光と云ひ、兼光流の藤氏にて、小山下野守朝政が弟なり、太平記に、重光は土肥の杉山にて一番に賴朝の陣に馳せし賞に、一番の家紋を賜し故事を記せり、承久當時に住せしは、重光、直光の二代なるべし、又源平盛衰記、平家物語等の書に、久下太郎重光、久下二郎、久下直高など見えたるは、直光が一族なるべし、市田太郎居跡、村南往還の傍に在り、今も畑となれり、土人此所を北市田と云ひ、市田太郎は當國七黨の一、私黨の支族にて、[illegible]市田下總守長氏の[illegible]なり。

大井（オホヰ）

今北埼玉郡に入り、羽田、門井、北河原なども合併

（元荒川）

すの久下の東北に隣れど、元荒川の一瀬を隔つ、元荒川は寛永年中、郡代伊奈忠治の治水の時までの荒河なるが、此治吏に上る足立、吉見の間へ疏導して、北企郡の市野川と合せ、入間川に合同せしむ、是より元荒川の名に起り、今は佐谷田の雷電池の泉を源頭とし、一條の細溝を存して、河道の舊跡を留む、南埼玉郡に垂出[illegible]說す

佐谷田（サヤタ）

今佐谷田村と云ふ、久下の西北にして、熊谷の東南に連る、新記云、佐谷田は古、佐谷郷と唱へしと、中山道の舊る道を、字八町と呼ぶ、元荒川は寛永年中の新川堀割以來、八町の雷電社の御手洗を水源とす、幅二三間ほど、所によりては二十五間にも及べり。

楊井郷（ヤキ）

和名抄、大里郡楊井郷、訓也木井（今の熊谷町、大麻生村にあたる歟）、即郡家郷の西北にして、市田郷の北、往時は荒川其西北界を流れて、幡羅郡と相限れるならん。（近年和田村を楊井と改稱するは、故實を得しに非ざるべし）

熊谷（クマガヤ）

今熊谷町、人口一萬四千、北武藏の名邑とす、中山道高崎に二十九哩、本庄へ十三哩、又秩父口小前田、寄居への支線道あり、又松山、川越より新田、足利、往來の辻に當る。〇明治維新の後、川越藩及び附近十二郡の地を川越の縣治（入間縣）に管轄したりしが、六年六月縣を熊谷に移し、熊谷縣と曰ふ、九年八月廢縣となり、埼玉縣へ合併す、十二年郡役所を此驛に置かれ、大里、幡羅、榛澤、男衾の四郡を管し、今に然り。

東鑑云、治承五年六月下文、武藏國大里郡、熊谷次郎直實、所宛行領事、右云々、一人當千、顯高名、其勳賞、件熊谷郷地頭職安堵、子々孫々、永代不可有他妨、故下、云々、吉事集云、武之倅、有南好勇、以其名冒之、故世方川直之地、出壯士、佐大軍、向直實者、電光鋒之劍、精鋭士之者[illegible]、若し熊谷[illegible]、[illegible]永間[illegible]於一谷之後、其名起[illegible]子宮山、[illegible]之人至今以爲、是其特音也。〇新記云、熊谷宿は廣瀬郷に屬し、江戸より十六里を隔つ、地名の起りは、古昔當所の谷に大熊住て、人民を惱ませしにより、次郎大夫平直貞退治せり、是より地名を熊谷と呼びたりとぞ、又直貞が家號にも唱へしより、其子直實も[illegible]て名乘しとぞ、是熊谷系譜、熊谷寺緣起等に載る所なれど、正しきことを知らず、當所は中山道の宿驛にして、宿内長さ十七町半、江戸の方を本町と云ひ、其次を新宿、其次を寺門前町と云ひて、人家九百七十軒、多く兩側に連住す、昔の道は熊谷寺裏門の方に在りしが、文祿四年今の如く町割替ありしとなり、石原村其西に接續す、古は毎月二七の日に市立賑へりしが、近年衰へ歲末にのみ市を立つ、舊家者榮藏、伊勢國の住人、長野越後守某、當所へ移りて、子孫宿の名主本陣を勤む、元祖越後守の孫、喜三の時、成田氏より出せし文書あり、左の如し、

於熊谷之町に、木綿買賣の事、長野喜三所にて、致之由、可申付者也、如件、

天正八庚辰十二月十二日　　　　印之

於熊谷之町に、小間物之類、上下中通、可致所持者也、

天正八庚辰十二月　五日

長野喜三どの

高城神社（タカキ）

新記云、熊谷の高城明神は、其祭る所高皇產靈尊なりとぞ、もと社地の内北の方なる[illegible]屋敷と云處にありしが、寛文十一年、新に當社を造りて、今地へ移し祀る、延喜式に大里郡高城神社とあるは是也、

熊谷寺（ユウコクジ）

驛の北なる都市、裁判所と相隣り、蓮生坊の遺跡を傳ふ。〇熊谷寺、淨土宗、蓮生山當行院と號す、慶長九年寺領三十石の朱印を賜はる、相傳ふ、當所昔熊谷次郎直實の宅地なり、直實發心の後、廢却せしが、元久

二年に歸り來、當境驛に纔の草庵を結んで、蓮生庵と號す、蓮生は則其法名なればなり、其後人其中に、幡隨意上人、蓮生が舊を慕ひ、中興して淨利とし、熊谷寺と號す、又云幡隨意にはあらず、其弟子直泊中興すと、此幕泊は當時と住官職大河内金兵衛久綱が庶子なれば、御覺も格別にて、寺領を賜はれり、慶長六年、東照宮忍城御往の時、御寺の事ありて、客殿の金具に、葵の御紋を用ゆることを許されしとぞ、（新記）（蓮生坊往生の事は村岡の條に見ゆ）

星池（ホシ）　驛内なる石上寺（如道場）の境内に在り。堤防の内にして、源泉滾々として涌出し、一條の水脈となり、東に流れ驛中を貫き、埼玉郡へ入り、末は忍川へ合す。

熊谷堤（クマガイ）　荒川の防禦にして、今内外の二重に築かる。荒川は古來洪水流溢、甫ら北決して、河道屢遷る（寛永の頃までは、熊谷久下の間を流れ、又其一派は熊谷石原の間に分れて、久下の北に於て復合し、熊谷は宛平洲島を成せり、形勢の危險想ふべし。猶中世以前に在りて、荒川は大麻生の北より、熊谷の東へ流れしと信ぜらるること、各所に註説す）寛出日記云、天正十九年三月、熊谷西堤五十間つき候（○小原土記云、熊谷堤は高一丈一尺、天正二年、小田原北條氏より普請せしめられし由いひたへり）○隣踏記云、往中に行て、熊谷の驛にする、道き所に長き堤あり、又踏の左右に並ぶるものともいとおほく、響りを靜めて住み居たり、

　うちむれて熊谷なとこ久下なと過むつましけにもみいきまつなり、

これは昔熊谷直實、久下直光といふ武夫、此所を領りたりしが、境の事より爭ひになりたるを、ふとおもひ出てよめるなり、今も其夫相接るにや、字を熊谷堤とも、久下堤ともいへり、また北條堤ともいふよしあるは、昔北條氏此堤をつきければなり。

石原（イシハラ）　今熊谷町の大字とす、驛の西にて、近く荒川に縁れり。荒川を堰入れ、一水分派して、熊谷の北を繞り、忍川並びに元荒川へ注ぐ。正保圖に此分派を畫がき、又土人の議に、昔の村岡河原合戰と云ふは、今の熊谷驛の南にはあらず、驛西なる五木視の地とつたふれば、中世の荒川の河道は、石原と熊谷との間を過ぎしなるべし

大麻生（オホアサフ）　今廣瀨（ヒロセ）、小島（コジマ）等を合せ、大麻生村と云ふ、石原の西に隣る。大麻生の西南より、荒川を堰入れて、東北に導く三渠あり、一は幡羅郡玉井村の方へ、一は鹿尻村の方、潴溜し、一は肥塚村より埼玉郡へ入り、星川へ合す。

（廣瀨）

熊谷、大麻生の邊に、廣瀨郷の總名を呼べることあり、大麻生の廣瀨より起れる者とす。

一岡之郷　　一鎌塚新宿　　一御正之郷
一石原之郷　　一小島之村　　一久下之郷
右任請文旨被仰付記
　　慶長三九月廿六日　　　　　　　　　　　　（花押）
　　　　若宮坊

川原明戸（カハラアクト）　今大麻生村の管内なれど、三箇尻、瀨山に近し。玉井用水の關口此に在り。○新記云、川原明戸村にて、荒川を分水し、大里郡二村、埼玉郡三村、原郡の內西村の用水とす、玉井村にて預るを以て玉井堰の名あり、此用水は慶長七年に初めて掘り、享保年中修造の時は、此邊の領主阿部家にて指揮すべきよし命ありしより、今は修造の度行に、家人を出して掌らしむ。

幡羅郡（ハラ）　明治二十九年、大里郡へ併す、元大里の北、横須賀の東、埼玉の西にして、利根川を以て上野新田郡と分つ、今郡全坦にして、其東北は卑濕、西南は高野なり。幡羅、和名抄、原と註す、古書或は播羅に作る。中世に專原字を用ゐ、近代郡號復舊の時、幡羅と定めければ、方俗誤りてハヽ、と謂み、又旛字をも用ゐたり。

（播羅郡）

和名抄に幡羅の假字を、字訓にて原と謂す、是れ古書郷名に幡羅あれば、全く其の郷より起りし郡名ならん、今も郡中に其郷存せり、又中古郡名にも原の字を用しこと、今郡中に存る水帳に見ゆ、續日本後記「承和元年二月、武藏國播羅郡、荒廢田百廿三町、奉充冷然院」とのす、こゝには播羅とかけり、延喜式神名帳等も同じ（新風土記）○北越軍記云、成田下總守長泰が先祖、式部大輔助高は、武藏國司にて、幡羅郡に住し、幡羅の大殿といふ、此助高の妹は源賴信の室にて、賴義の母也、賴義奥州安倍退治の砌、幡羅へ立寄られ、國人皆出迎、助高も出て途中に行逆、雨方下馬して對面の先例あり。新風土記云、成田家譜を按ずるに、武藏守忠基より三代の孫、道宗此地に住し、幡羅太郎と號す、道宗の父武藏太夫家忠、早く此地を領せしが、道宗に至りて、其領する所の郡名を以てかく唱へしにや、道宗の嫡男成田大夫助高も、打續てこの邊を領し、次男別府次郎行隆、奈良三郎高長、玉井四郎助實、是等皆郡內に散住し、この地名をもて家號とせり、是其氏族にあらはるゝ者なり、されば其支屬も延蔓したること知るべし、郡の東の方、埼玉郡の村々まで、天正の頃に至るも、成田家の所領にして、忍領と稱せり、幡羅郡は和名抄八郷に分つ、其上奈、下奈は後世埼玉郡に入りし如し、即成田、中條等の地なり、又播羅、霜見二郷の西部も、後世榛澤郡に入りし如し、彼の深谷、藤澤、田中の邊は即幡羅郡より榛澤郡へ移れる者とす、其説各條下に詳にす。

（原郡）

霜見郷（シモミ）　和名抄、幡羅郡霜見郷、訓之毛美。今詳ならず、諸郷の位置と、地形の離合より推して、三箇尻、藤澤の邊にて、榛澤郡に隣れる地かと疑に

るゝなり。

餘戸郷（アマリベ） 和名抄、幡羅郡餘戸郷。○新見の餘戸なるべし。

三箇尻（ミカジリ）(遷尻)(瓶尻) 今三ヶ尻（ミカジリ）村と云ふ、大麻生の西に隣り、熊谷を去る一里半、古書には遷尻（ミカジリ）に作る、即正字なり。村內なる狹山の形容、甕を覆せて、之を見るが如くなれば、此名の起り明白なり。又瓶尻（ミカジリ）にも作れり、成田分限帳には三ヶ尻に作る。新記云、三ヶ尻村は今原之郷玉井庄深谷領に屬す、村名の起りは、此に狹山といふ山あり、其形瓶を覆せたる如し、故に名づくと、猶浮きたる說にて、うけがひ難し、按に、延喜式那賀郡甕𤭖神社あり、今も其郡內に祉あり と云ふ、もしそれ等の神領の地にてもありしにや、鶴岡八幡社所藏、嘉永二年寄進狀に、武藏國波羅郡甕尻郷云云とあるは、正しく此處なり、東鑑、承久三年六月の條に見えたる、瓶尻小次郎も當所より出し人なるべし、又延喜式神名帳、武藏國幡羅郡田中神社これなるか、又天神社、水田の中間に在るを以て、田中天神といへり、八幡社は村の鎮守なり、此地は古へ鶴岡八幡宮の社領にして、彼社遙拜のため勸請せしものにて、其頃より鎮座なることを知るべし。○小田原分限帳に「久下近江、瓶尻五貫文」とあるは此地なり。今この村に、古墳と想はるゝ者數十あり、又應永十三年の銘刻せる寶篋印塔(石塔)あり、又板碑は至德元、延慶二、唐曆二、應永、應永五等の銘ある數碑あり。〔歷史地理雜志〕

狹山（サヤマ） 三尻村の西の野中に特起す、高十丈許、周九町、山の北方の野中には、大小の古塚六七所散布す。江戸砂子補云、狹山は田夫瓶尻（ミカジリ）の丸山といひ、觀音堂あり、力士門の額に沙山の二字を題す、此邊に池二所ありて、一所は沙山に近く、眞菰生茂れり、一所は田の中の溜にて、芭蕪といふ、宗祇方角抄に「秩父根山、荒川、沙山などと云名所あり」と記せしは此所と見ゆ、沙山より荒川の川向は、畠山、本田の林を眺望す。○新記云、少間（サヤマ）池、瀬山村の東にあり、當國名所狹山の池は是なりと、文明十八年堯惠紀行に「彌陀(即箕田なり)、菅原郡三田なと、中古彌陀とも書し類なり」と云所に明して、武藏野を分侍に、野徑の邊、名に聞えし狹山あり、山の裾に深きなる池あり、こほりゐしみきわの枯野ふみ分て行はさやの池の朝風、からふして鳩井の里につきぬ」云々、秩父通志にも「名所の沙山は瓶尻村の內なりとみえ、瓶尻は當村に隣りて、今も村境に少間山あり、これ又證すべし、箕田村より足立郡鳩井へ行んには、多摩郡內狹山にはかゝるべかもず、多摩の狹山も歌の料にとりて、たまたま同名なれば、當所と混しやすきを以て、一とすることなかれ。

(少間池)

瀬山（セヤマ）(明戶) 今菅沼、田中、長在家、明戶（アケト）、原村などを合せて、武川村と改む。瓶尻、大麻生の西に接し、荒川の北岸に在り。瀬山とは狹山に因れる名にて、即サをセに訛りたるならんとも云ふは、簡明ならず、古義狹きをサとも、セとも云へば、一源より出て、二名に分れしのみ。○瀬山、瓶尻の北には、林藪方一里餘の閑地ありて、播羅村に亘る、櫛引原と相對して、其東に居る。

田中（タナカ） 今武川村と改む、熊谷の西二里半、寄居の東二里半、延喜式播羅郡田中神社は此なるべし。然るに此村近世榛澤郡の所管なりしかば、三尻の田中天神を以て、式內に擬せられ、村名にも後世まで田中と存るを想へば、此なる知形明神で、式內ならん。知形、又千方に作り、郡內所々に其祠號ありて、由緒深き神なるべし。

男衾郡、井田中、菅沼、瀬山、瓶尻、日那棻分、同行等之事、任當知行之旨、富士、三島先達、如前不可有異儀之由、依聖護院御門跡御、執達如件、

天正七年八月十八日　法印(花押)僧都(花押)長命寺

田中之百姓共、方々在之、于今郡中ニ不罷歸由、一段曲事候、何方に踏候共、早々押立、二日中に可罷歸候、此上不罷歸候に付而者、致許容候者共、可處重科候者也、仍如件、

酉三月廿日(北條氏邦朱印)長谷部肥前守殿

近年上武鐵道とて、熊谷驛と寄居驛との間に架設す、田中に停車場あり。

人見（ヒトミ） 今藤澤（フヂサハ）村と改む、瓶尻原と櫛引野との間なる藪澤にあたり、孤立の一岡あり、人見山と稱し、平地を拔く二十米突、標高九十六米突　深谷驛の南半里。新記云、人見家譜に、姓は藤原、其先武州人見の郷を領す、故に稱號とし、元弘年中、平高時滅亡の後、領地を失ひ、丹波國高瀬郷出雲里に當居すと見ゆれば、彼が采地たること明かなり、一本人見系圖に、人見六郞政經、其六代の孫、人見四郞光行入道恩阿とす、太平記に、武藏國の住人、人見四郞入道恩阿父子討死の事あり、此人世々領せし地なり、又貞治二年五月、管領基氏、鎌倉西御門法華堂へ寄進狀にも、武藏國榛澤郡人見郷とのす、人見の淺間山は、高さ四五丁許、松樹生ひたてり、山の麓は攝合上野臺へもかゝれり、山上に淺間社あり、天正八年氏憲が寄附狀に、富士山とある者當社也、山の南に昌福寺あり、曹洞派、寺領二十石、開基は上杉右馬之助房憲、これは上杉民部大輔憲顯六男、深谷の祖憲英より四代なり、又是より五代の後、上杉三郎氏憲が寺領百貫の狀あり、

寄進狀、武州榛澤之郡人見村、昌福寺、上相模處、富士山、寺門前、一切不入、并寺領百貫文、代々寄附畢、

天正庚辰季林鐘廿八日　上杉三郎氏憲(花押)

昌福寺。

人見原（ヒトミ） 新記云、鎌倉大双紙に、康正二年、上杉武藏入道性順、息男右馬允顯武、武州人見へ打出て、深谷へ城を

藩）

取立、是に於て長尾、鳥山、高山を岡部原へ向て責む、上杉政軍、云々と見えたれば、今の岡部村より、當村の邊迄、其頃の戰場にて、打續し原野なること知らる。今按、人見を近江菅澤と改めしも、當地名に因れるならん、康正元年の比、此邊に合戰の事、古書に見ゆ「太田道灌菅原景集云、康正元年の冬、藤澤の役に至り侍る、敵も味方も入まじり、こ目なかされこいどみあらそふ事になりぬ、されども屋形の武威つよくして、當定の奴し終に自滅して、餘兵おのがじし空しうなる、藤澤のかたへの松ばらのおれにてたゞかふなることいふるに、中村治部少輔藤原重頼とて、東國の人の、世に沈て屋形に扶持せられて侍りしになん、かたきの男は栗毛なる馬に乘て、二引兩のしぼり、龍の紋つけたるさし物なりけり、遠目ながら鎧の色いかめしう見えけるに、しばし戰ひて首をあはせしに、かの首にかたきのをとこつきとめられて、やがて中村手つから首を取て、我陣に歸り出りけるに、いまだ壯年にもたらぬをとこの、色白うして安もいつくしく、ふたつなくかたらひ侍なり、西獄心ざへのやさしさ哉、とてもしくて、手向にすぐる侍りけれは、その首にかかつく、

かゝるときさこそいのちの惜からめかねてなき身と思ひしらずば。

然るに、此に憲定とある人詳ならず、一本には憲實に作り、又氏號も北條と云ふものと、上杉と云ふものと數樣ありて、疑惑多し、尚考を要す

櫻谷

今藤澤村の大字にして、人見の西北に接す。○新記云、櫻谷村は大寄郷畠山庄と唱ふ、正保及び元祿の改には、當村繪谷を通して一村とし、日根野長五郎知行とあり、今土人は櫻谷、繪谷、古來別村にして、唱は同じけれども字を異にすと云ふ、思ふに元祿の後、村内の半を裂て御料となりし頃、當村は元の字を用ゐ、日根野が知行の方は前の字に書換しものなるべし。

折之口（オリノクチ）

（鬼口）

今藤澤村の大字とす、鬼口（オニノクチ）にも作れり。○新記云、折之口村は古は鹿獄口（カニノクチ）村と記せし由、土人云へり、されど村内觀音寺の境内に、法華經千部供養塔あり「武州榛澤郡折口住人、大澤兵庫盛重、元和十年三月」と記したれば、今の字にかへしも、古き事なるべし。

大谷（オホヤ）

今藤澤村の大字にして、人見の西南なれど、針谷、小前田に近く、榛引野の中とす。

武州中澤郡之内、十ヶ村目錄之事、一中澤郷　一日西
一本郷　一人見　一鬼口　一大屋　一原　一藤田
一御前田　一ハリガ井　以上
天正七年八月廿七日　源要（花押）武州自石寶積坊

幡羅郷（ハツ）

和名抄、幡羅郡幡羅郷。○今深谷町、播羅村にあたるべし。深谷は近世榛澤郡に入りたりと雖、播羅村の原之郷と密接す、國濟寺、康應二年の梵鐘銘に、幡羅郡深谷庄と云ひ、榛澤郡管ならざりしこと明なり、西は榛澤郡榛澤郷、北は同郡那珂居郷、及び幡羅郡花原郷に至り、東は同郡那珂郷なるべし

深谷（フカヤ）

又深屋に作る、今深谷町、人口七千五百、鐵道熊谷へ七哩、本庄へ六哩

新記云、深谷宿は江戸より十九里を隔て、中山道の驛亭にして、毎月五十の日に市を立て、諸品の交易をなす、當所は昔上杉氏の居城ありし時の城下町のまゝなれば、郡中にて便宜の地なり

深谷城址（フカヤ）

新記云、驛の北田谷（ヌヤ）に在り、今城に上云、今も四方の堀の跡、土居構殘る、南を首とし北を尾とす、大手口より入り、西を搦部曲輪、西丸と呼び、堀を隔てて東に二丸、二丸の東に本丸（ホンモト）あり、東曲輪あり、左に堀を隔つ、本丸の北を秋元曲輪と云ひ、上杉家の家人秋元越中守長朝の居し所とぞ、此城は俗に上杉憲房築くと、又は隣國守憲英築くと、憲英、憲房は同人なるべし、房治の字訓同きを以て、互に混せしなり、或は同人と認めしならん、鎌倉大草紙「康正二年、上杉民部入道性順、息男右馬助憲信の手にして、深谷へ城を取立るに依て、長尾云は鳥山高山を岡部原へ向て、上杉を責め敗軍しと云々と載せたり、爰に始て創立と見えたり、憲房の子を憲清と云ふ、其子憲實、憲實の子三郎憲盛、（一本系圖に、憲盛の父を淨賢入道憲賢とす）其子氏憲まで、打續いて四代當城に住せしが、天正十八年、小田原北城の時、氏憲役城に走加はり、其留守にて降城となれり、當代に至り松平源七郎康直に當城を賜ひ、後千代君又其家領を繼ぎ、松平代君と改めらる、同七年上總介忠輝と稱し、信濃國川中島城へ移らせ給ひ、此城廢せられたり○按に、越後の上杉謙信、元龜四年と思はるる「新編會津風土記、耶麻郡北方大行院古文書」一通に、

一簡略三ヶ條以後、後藤佐竹盛氏（其名）一和難取嘆、當方の為討に、稲荷明之由、東方兼紙候、深谷、非北條幕後守、相違進者、中略、廿九日夜、氏政自身功實、因此燒了、東方の股衆手押付、數千人打捕候故、當所猶隨而氏政遂入候由申候、加樣に東方の衆にも申含可申、增て愚の趣山に可合候哉、下略

三月五日　　謙信

游足庵

深谷は即此城主にして、憲盛歟、多功　多胡にて上州の地名歟、又及び東方の股衆と云ふ者詳ならず、管窺武鑑に、天正十年六月、北條勢の先手、深谷の左兵衛督と云ふは、氏憲なり。○古城に智形（チカタ）神社あり、此神は千方明神と唱へられ、郡内諸所に祭られ、俗說、秩父國造の祖思金命を祭るとも云へり、田中（タナカ）を參考すべし。

（智形神社）

國濟寺（コクサイ）

近世村名にも呼びしが、今原之郷、東方（ヒガシカタ）等と合して、播羅村と云ふ、即深谷驛の東なり、此地は在昔

驪鼻の郡郷と云ひしと、郡郷は榛里云ふに同じかるべし○新風土記云、上杉系圖に據るに、深谷城主上杉陸奥守憲英の嫡子を、庁鼻左馬助憲光とあり、又文明十七年堯惠北國紀行に「十二月のなかば、武藏國へ移り行、曙なこえてチヤウノハナと云所を過出で、行末も知らぬ枯野を、駒にまかせて過侍る」云々とあり、こは上野の國より當國へ赴きし時の條なるか、今國濟寺境内なほ、廳鼻郡郷を云ふ、寺は古上杉氏關東にて、寺領も此郷の內を附せしより、其寺號をもて村名に改めたり、信濃張令領三十石、愛宕今田□師を請じて始祖とせり、事蹟は本朝高僧傳にも出づ、梵鐘の銘文中に、康應二年、上杉憲英創建の時鑄し所なりしが、寛文十一年再鑄せしことを彫れり、大草紙曰「成氏より武田右馬助、里見、簗田、一色宮內大輔、鳥山等に百餘騎をして、廳鼻城を攻らる、上杉廳鼻性順、長尾左衛門、長野七郎の兵共、康正元年十二月三日、出て出防戰けるに、上杉方打負て引返すし」云々

原之郷

今播羅村と改む、其東を東方と云ふは、もと一名を兩分せし謂ならん。

楡山神社

新記云、原郷新野村にて、十八楡山神社と云、郡の惣鎮守なり、社地は杉繁茂せる内に、楡の古木あり、又社の南に續き二段計の御休にも、楡の古木多く、其內周一丈五六尺に及べるあり、社地の名もいと古ければ、土人の唱ふる如くにして、延喜式神名帳に載る所の、楡山神社なりや、外に據はなし。

那珂郷

和名抄、播羅郡那珂郷。○今の別府、玉井、奈良、肥塚の諸村なるべし、郡中に於て中央にあたればなり

別府

今別府村と云ふ、播羅村の東にして、下木村の北とす、村の北方は低窪にして、水田廣し、別府沼は一條の流れにして、長十六町、幅一町許、(最廣き

町に至る)福川へ歸入す。

新記云、別府は古き村にて、別府太郎清重の在名也、平家物語、盛衰記等にも、此清重がことは著見なり、又春日社は、神名帳に出せる播羅郡白髭神社なる由、式内神社考に見えたり、別府氏の墓跡に其址あり……史料通信叢志云、東別府、西別府、いにしへ一郷なりしを分てるなり、□侯、元禄の間、西別府村より、又下増田村を分てりと云ふ、東別府の中央に古城趾ありて、四方に土居の跡を殘せり、是別府次郎行隆、長子能行より代々傳へたる居館にして、西別府は即行隆の次男行助の所領なり、故に西別府九品佛堂の側に、別府頼重の墓あり、宗誌によるに、頼重は行助の孫なりて、又同□年に至り、村の中程に陣屋跡といふもあり、別府文書、建仁三年の下文に、

下、武藏國別府郷百姓等、可早令、自當郷内中有赤木與宮、円通寺長井小道場、自河内、次郎行助分、致知行、以同小道場、相加太郎能行分、爲地頭致知行事、云々、

□□□□、沙彌□□判云、

むさしのくに、はらのこほり、古別府かうのうち、やすゑたいの木谷、ならびにかきといから 云々。

西別府に、九品佛堂あり、安樂寺と稱す、此寺の縁起、湘山星移集にも載せられ、古刹なるを想ふべし。同云、西別府郷七六中大佛殿前、此寺持明□上、迎久八何階翁渡候、此佛被申候、當寺從始伽藍、一尺五寸大黑候、此佛負候袋中、有一卷書、取出候得、當寺開基様體、又四家中衆、具記置候、其書之趣、四家中、讓公十代末孫、關白道長子孫、式部大輔任隆、武州東守南瀬下向在之、播羅郡住、郡徒稱之號播羅太郎、此曾孫成田三位式部大輔助隆、是藤氏成共、八幡殿伯父爲中傳、去八幡殿安倍貞任宗任爲追伐、奥州御下向候時、助隆時大將軍御座迎、八幡殿出仕在、八幡殿伯父御座迎、助隆御出仕在迎、中道行合、互下馬在、其子今成田下馬迎在之、諸侍當時下馬仕、此助隆四人在子、次男左衛門督、任從三位、行隆是別府也、三郎奈良、四郎玉井、嫡子次家、云云。

玉井

今玉井村と云ひ、久保島、高柳、新堀をも併す、播羅(東方)別府の東南に隣り、瓶尻、大麻生の北に接す、或は玉之井、玉貫井に作る

新記云、玉井村は其名泉井に起る、明神の境内に其井あり、回徑一尺五六寸、深さ七尺許、小石を以て四方を積みあげたり、村の鎭守なり、社領十二石、玉井寺ならず、古は井殿明神と呼べり、又境内を森の森と稱す、玉井寺、曹洞義眞言宗、寺領十五石、玉井四郎墓は客殿の西に在り、高四尺許の五輪なり、そのさま苔むして、實に古のものと見えたり、梵字のみにして、別に銘識なし、玉井四郎の名は、保元物語白河夜討の條に、左馬頭義朝が從兵、武藏國の者共の內に、別府次郎、奈良三郎、玉井四郎とあり、成田系圖に、別府、奈良、玉井、皆一族の由見ゆ、東鑑に「元暦元年九月、丹波國一宮出雲社者、蓮華王院御領也、預給能盛法師、年來令知行、何有稱地頭之輩哉、而號後白河院下文、玉井四郎資重、恣押領、其理可然哉」云云、當時地頭職として丹波に下り、其管內の近郷を押領したるなり、今按ずるに、保元の亂より壽永、元暦に至る、中間廿六七年を隔つ、然らば白河夜討に出し四郎と、資重とは、父子などにや有けん、平家物語、一谷合戰の時、玉井四郎すけかげとあるも、しげの誤ならん、成田系圖に、成田大夫助高が末子、玉井四郎助實、其子助家とあり、助實恐らくは資重と同人か、又東鑑、承久三年宇治川合戰にも、玉井四郎、同小四郎ありて、系圖に「助家之子、太郎於宇治川死」と云ふにあたることし。

原島（ハラシマ）　今柿沼（カキヌマ）、石島、代村（ダイムラ）を合併して大幡村と改む、王井の東なり、此邊は古の幡羅大里二郡の境界にして、殊に上代には其郡堺は、荒川の水流に因りて定められしなるべければ、此邊は荒川の舊河道に屬す、大寄原島と石原との間を通過せるごとし。

（柿沼）　癸巳日光紀行云、自館林街衢、行到河俣、而乘航于利根川、過須賀村酒巷村、而入柿沼、柿沼者今之乘邑也、宿野老宅、滿村民來拜也、絶句一首、

晉老卿爲飢興遊、姑來來地少時留、紙如柿葉硯如沼、寫出林光錦樹秋、　羅山

肥塚（コエヅカ）　又肥塚（コヘツカ）に作る、原島の東にして、熊谷町の北半里、埼玉郡成田村と犬接す。一説、古文書に大里郡枇塚郷と云ふあり、此肥塚にあつれど疑ふべし、枇の訓方不詳。

（肥塚）　新記云、肥塚村の肥塚殿の古碑に、中元二年の銘あり、土人の傳へに、此地の領主肥塚太郎九郎光長といひし人なりと、又正平七年、美作左衛門大夫家泰が勲功を賞せし感狀にも「武藏國大里郡枇塚郷、牧七郎兵衛跡」と載せたり、枇塚は則肥塚の假借にして、昔はヒツカとも唱ひしよりかく記せしにや、又成田分限帳に「永二十貫文肥塚円藏、同十三貫文肥塚喜右衛門」と載せり、肥と書しも假借なるべし、皆當所の在名を名乘しとみゆ。

又云、觀見寺、曹洞派、開山開基等寺傳にはいはず、延寶傳燈錄に大拙祖能禪師の傳を載せて、其中に「駿河太守大江氏、創立之靈林寺、肥塚道耳、創立之歡喜寺、師爲第一世」云々、又高僧傳祖能の傳にも「武州肥塚氏、創勸喜寺、能爲第一世」と見ゆ、此僧は永和三年寂せり、これに據れば開山は祖能禪師にして、開基は肥塚道耳なり、されど當寺古は勸喜寺と號せりと云傳へもあらざれば、いかゞあらん、古碑二基、村の南に寄りてあり、一は長三尺八寸許にして「設我得佛、十方衆生、至心信樂、欲生我國、乃至十念、若不生者、不取正覺」の數字を彫り、其上に「卍」と記す、一は長四尺五寸程にして、梵字を三行に彫り「寛文八年二月、道意禪門」と刻せり。

奈良（ナラ）　今奈良村と云ふ、別府の東、原島の北にして、熊谷より妻沼に至る路間に在り。延喜式、播羅郡奈良神社の地なるべきも、後世彼社廢替したるにや、今明白に傳ふべき者なし。

成田系譜に、成田大入助高の三男、奈良三郎高長あり、分限帳に四十五貫文奈良下野とあり、東鑑承久の亂、鎌倉方に奈良兵衛尉、奈良五郎、奈良左近將監等の名見ゆ、ことに兵衛尉は成田別府等と並べ記したれば、當所の人なること明なり。

四方寺（シハウジ）　今奈良村の大字とす、其東北偏にて、埼玉郡上中條村に接す。成田分限帳に十五貫文四方寺淵六と云ふは、此里名を稱せるなり。四方寺の北に長安寺沼あり、北に流れて福川へ入る。

奈良神社（ナラ）　今中奈良の熊野祠是なり、中世熊野權現の王子崇拜の盛行にあたり、奈良別の王子の廟なるも之に混し、遂に古義を失へし者歟。

國邑志稿云、國造本紀「奈良別、豊城入彦命四世孫、下毛野國造」文德實錄、嘉祥三年、詔以武藏國奈良神、列爲官社、先是彼國奏請、撿古記、慶雲二年、此神放光如火熾然、其後陸奧夷虜反亂、國發控弦、赴救陸奧、軍士載此神靈、奉以撃之、所向無前、老弱在行、免於死傷、和銅四年、神社之中、忽有涌泉、自然奔出、漑田六百餘町、民有疫癘、禱而愈、人命所繫、不可不崇祀之。○今接涌泉奔出の形跡は、今奈良村に見えず、源泉涸れたるにや、奈良堰と稱して、近世の灌漑に供せられたるは、大麻生村より荒川の水を引ける者にして、源泉とは云ひ難し。○新記云、熊野社は奈良四村の總鎭守なり、本地彌陀、藥師、觀音なるべし、古は修驗圓藏坊が持なりしが、今は長慶寺の持となる、社内に奈良神社を合せ祀る、奈良神社は神名帳當郡四坐の一なり、想に其後衰廢の後、熊野三社を合祀し、都て地主神を崇せしものか、又別に奈良神社ありしが破壞に及び此社へ遷せしかなるべし、社地平坦にて、樹木もなければ古跡とも思はれず、何様變革ありしなるべけれど、傳を失へり、祭神詳ならず、本地不動の像を安んず、是中絶退轉の後に、別當寺の習合せし態ならん、榛澤郡黑田村萬光寺、及び近郷に傳ふる一說によれば、慶長の頃まで圓藏坊と云、修驗あり、年行事職を務めしが、一旦法憲を犯して罰せられ、其亡魂祟をなして、さまさまの形を現して村民を惱ます、よりて、其靈を祀りて、無私神と號すと云、寺領二十石。

先國藏坊事、對守護所、依不相替子細有之、彼知行、兩郡之檀那衆分等之儀、被召放之訖、然に只今懇望候間、被仰付元堂者也、自今以後、抽奉公之忠、不動入峯之功者、不可然之由、依聖護院御門跡可有其色、執達如件、

慶長三年九月廿六日　法眼　在判（僧都、在判）

奈良圓藏坊

郷付之覺、一すど、一ひなた、一くすわた、一日沼、一やとうこ、一やきた、一かみね、一江袋、一西之郷、一田島、一てき島、一おとろ沼、一大田、一まゝた、一善ヶ島、一小島、一西城、一ほりこめ、一はす沼、一ますた、一東かた、一いひつか、一にひたり、一くぼ島、一十六間、一見とうかいと、一へつほ、一下富井、一原島、一かき沼、一糸はら、一ほそれ、一いまい、一中條、一南河原、一北河原、一さかまき、一須賀、一西ちやう、一いぬ塚、一池もり、一屋、一行田、一河上、一大塚、一中江袋、一くまかや、一ほらい、一きいだ、一かどい、以上五十ヶ所、右任請文之旨、

武州付之、
慶長三年九月廿六日　岩坊[illegible]　奈良[illegible]坊

長井（ナガヰ）　古庄名にして、又永井に作り、幡羅郡の北偏の諸村を包ねたり。今の長井、明戸、太田、妻沼、男沼等にわたる。新記云、長井庄今合村三十六あり、福川庄と云ふも此中に在り、又永井とも記せり、此庄に繋れる村々に、長井齋藤別當實盛の舊跡あり、されば此地に住せしに依り、長井と稱せしならん、東鑑、建暦三年和田合戦、武蔵国長井庄を[illegible]に賜ふと[illegible]す。

西野（ニシノ）　今田島、西城（ニシジャウ）、江波、八ツ口（ヤツクチ）、善ヶ島等を合せて、長井村と改む。奈良の北にして、福川の左右にわたり、妻沼の南一里。
新記云、西野の古塚を、土人實盛塚と呼ぶ、僅に三間許の除地あり、塚上に碑石あり、長五尺三寸二分、幅一尺六寸二分、碑面上に梵字を彫り、其下に彫して云、「光明遍照、十方世界、念佛衆生、攝取不捨、右志者、爲悲父長義氏佛也、正嘉元年丁巳、十二月晦日、孝子敬白」、裏面に「長井馬入道[illegible]、生七十一也、正嘉元年丁巳、十一月十二日」云々、下に華押と見えて附刻す、按するに、齋藤別當實盛は、壽永二年七月篠原合戦に討死せしなれば、正嘉より年代若干上れり、且碑字に依るに、此塚は長井馬入道の建たること明なり、此入道或は實盛が子なとにて、かゝる語り傳へもあるにや、此邊[illegible]内ともなく、實盛が事蹟なりと云ふ、[illegible]、實盛は、昔在江南少将藤原[illegible]といへる人の[illegible]にして、其[illegible]と、妻沼村聖天の縁起に、[illegible]、古代の孫式部大輔賢高、當國幡羅郡福川の邊に[illegible]て住し、幡羅の太郎と稱す、賢高の孫、長井太郎實遠の養子、長井別當實盛は、實遠の猶子にて、[illegible]の[illegible]男なり、云々。

大日本史云、實盛、父實直、[illegible]實遠養子、[illegible]、居武藏或稱在藤氏、以其本姓在原也、據此、實直豈在原氏子乎、[illegible]。

井殿神社（ヰドノ）　[illegible]、[illegible]、井殿中[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]記等[illegible]となるとぞ。

福川（フク）　深谷驛の南方なる[illegible]、[illegible]に至り[illegible]となり、東方に向ひ江袋（今に田村に合す）に至り、[illegible]、[illegible]して[illegible]の[illegible]に至て、[illegible]と合ふ、[illegible]利根川へ入る、[illegible]凡五里。
新記云、福川は二源に出づ、一は深谷の北方川てふ細流なり、一は本郡西別府村の沼より流出し、江袋村にて合し、夫より福川と唱ふ、俵瀬村と埼玉郡酒巻村との間にて、利根川へ入る、此間三里許、[illegible]十間餘、寶龜二年の[illegible]に、福川庄と見えたれば、福川の名も古き世より呼べりと見ゆ、○按に、江袋は古き書に見え、本郡なるを江袋と呼び、埼玉郡に中江袋（南河原）村あり、相去ること凡二里。中世には此間を中條保とも呼びし如し、長井と中條との關係審ならず。

（江袋）

東鑑に、寛喜二年、沙彌道[illegible]に[illegible]の[illegible]、ちうこふのえふ、かみゑふくろの[illegible]一云々。

荏原郷（エバラ）　和名抄、幡羅郡荏原郷。○今明戸村に大字江原[illegible]、[illegible]の北[illegible]、[illegible]田に[illegible]、明戸、太田も[illegible]中なり[illegible]。

江原（エバラ）　今明戸、妻沼、堀米、[illegible]田、[illegible]、[illegible]等を併せて明戸村と云ふ。[illegible]、[illegible]、北に[illegible]、備前堀川之を貫通す。昔は利根川は猶北方を流れしと云ふが、今は近く江原を過ぎたり、[illegible]、往古は江原より北に十町許の邊を、[illegible]郡界とし、利根川は新田郡尾島村堀口の南を流れしや明なり。

（明戸）

（蓮沼）

[illegible]、犬[illegible]の寺の定名の中に「菅原、蓮沼、別府、玉川、瀬山、新堀」云々とあり、九代後記、玉川を玉井に作るを是正せるならん、菅原は即江原なり、蓮沼も此と云ふ。明戸はもと鼎戸に作れりと、新風土記に云へり、名義不詳。

太田（オホタ）　今太田村と云ひ、飯塚、[illegible]、八木田等を合併す。江原、堀米の東にして、福川の北邊なる低田をも籠めたり。道ヶ谷戸に、[illegible]三年文書に見ゆるかいとに作る。

男沼（チドルマ）　今男沼村と云ひ、間々田、出來島（デキシマ）、葛和田をも合す、江原の東、妻沼の西とす。出來島より利根川を隔て、小島といふ一村ありて、新田郡尾島村の地と相接す、昔は利根川、小島の北を流れければ、其由緒を失はず、今に本郡の所管なり、[illegible]年代詳ならず、[illegible]の頃迄は、兒玉郡の小山川（身馴川）も出來島に至りて利根川に入ることと云、[illegible]今は出來島より上一里許にて利根川に入る、是等皆舊世沿革して此をなさゞるを證する者也。

（出來島）

妻沼（メヌマ）　今妻沼と云ふ、男沼の東、利根川の南岸に居り、深谷驛の北三里、上州太田町を去る二里餘。
新記云、妻沼村は今長井庄内なり、されど聖天宮の鰐口銘に、寛喜二年、福川宅聖天宮とも[illegible]あり、利根川は村の北、上野国界を流る、今是を利根の古川と呼ぶ、川幅百間許、又村内を貫きて[illegible]一條の川あり、幅二百間餘、是を今利根の本流と唱ふ、此川に河岸場在て、舟運より江戸への運送に便す、[illegible]は當村より上野国へ達する利根川の渡船なり、對岸古戸村なるを以て、古戸渡と呼ぶ、[illegible]、[illegible]記に、是同又太郎宇治川先陣の

時の物語に「足利より秩父へ寄けるに、上野の新田入道を語らひて搦手に憑、大手は古野杉の渡をしけり、搦手は長井の渡と定めたり」云云といへる長井渡は、當所にや、此邊長井庄の内なれば、當時しか唱へしも知るべからず、又東鑑治承四年十月、右大將賴朝、大井隅田兩河を越えて、畠山次郎重忠、長井渡に參會す、河越太郎重賴、江戸太郎重長、又參上すと載たるも、同名なれども地理にあはず、別に同名の地ありしにや、未だ考ふる所なし」

長井聖天堂

妻沼村に在り、別當歡喜院長樂寺、眞言宗古義を奉す。此歡喜天は鎌倉武家の比より、夙に世に著れし本尊の靈にして、正躰と奉ぜらるゝ錫杖は、寶塔と異形の人物六口軀を鑄造して、其杖頭を飾れる者也、重さ三貫七百錢。其銘に、

本鑄、武藏國長井聖天堂、錫杖御正躰、建立人、宮道國平、平氏、藤原實家、藤原實幹、聖人信乘、自身依御託宣、奉鑄畢、建久八年丁巳、四月八日辛亥、鑄匠和氣□、守家宗□□

鎌倉鶴岡供僧相承院は、往時本宮の別當を兼たることも、應永以下の諸文書に見ゆ、近年式内播羅郡白髮神社を以て、聖天宮に擬する者あれども、明證あるにあらず、舊記云、長井聖天社、當郡第一の大社にて、莊嚴を盡せり、神躰中央に歡喜天、左に辨財天、右に大黑天を安す、緣起の略に曰、往昔平宗盛の臣、齋藤左衛門次郎盛直の嫡男、長井別當藤原實盛、仁安年中、平相國清盛の指揮にて關東に下り、當國長井庄を領して爰に住居し、當社信仰の餘りに、治承三年修造を加へ、彼が鎭祖利仁將軍、延暦三年靈夢に依て、越前國武生の國府、櫻澤池より探獲たる歡喜天を、金が崎、五幡の木城に鎭座せり、依て今其苗裔なれば、當社をも聖天宮と崇め祀しとなり、其後建久八年、宮道國平同下、託宣に依て、御正躰錫杖、并に十一面觀音の像を鑄造し奉る、斯て百三十餘年の星霜を經て、元弘建武の頃より、海内大に亂れ、應仁大永の間、東國兵亂の爲め、齋藤次朝仁は、由緒あるに依りて、越後赤田の保に赴き、同攝津守基雄、同所左衛門基英は野州安蘇寒川に走り、其外一族從者他邦に離散し、或は近隣に隱れて農民となる、かゝりければ忍の城主成田下總守藤原長泰、同左衛門次郎氏長、尊敬の餘、家人女沼の地頭手島美作守平高吉に課して、天文二十一年修理を加へ、其後慶長九年、社領五十石の御朱印を付せられしと、云々、神寶錫杖の銘を按するに、宮道國平とは、東鑑、建久二年十月の條に「宮六傔仗國平等、奥州并越後國より、駿牛十五頭召進せし事」見え、年代も同時なれば、是と同人なるべし、又中世鎌倉鶴岡の相承院にて、當所を兼帶せしことあり、

長井庄聖天堂別當職事、御領掌、先以目出度候、彼所之事者、亡父時より、可進候之由、被申候處、兎角令延引候、背本意存候、於向後、不可有相違候、親類、人、宿身代官、可進候之間、彼是入存候、恐々謹言、

寶德二 八月二十二日　大江持宗(花押)

謹上、相承院御房中、

太我井森

太我井森、舊記文云、聖天堂古緣起に「長井庄女沼鄕、太我井森、聖天宮」とあれば、村民當所を古歌に詠ぜし名所なりと云へり、按に夫木集、武藏の名所の部、光俊朝臣の歌に「紅葉なる大我井の杜の夕たすきかくるにかゝる山の端もなし」この言葉書に此歌は「武藏野を過けるに、まことに山はみえずして、おほがゐのもりといふ杜ばかり、わづかに紅葉みえけるによめる」とあり、是にや、されど今唱る處は、太我井森にて、光俊朝臣の歌には大我井杜とみえたれば、是とは自ら別なるにや、總て田父野老の口碑に殘れるものは、たゞ其唱呼のみなれば、おほなたと誤り傳ふべきゆゑなし、若くは後人彼集を傳寫せる時、字様の相似たるより、たまたま大字を書き誤まり

彌藤五

今彌藤五村、妻沼の南にして、古利根川と福川との間なり。

土人の傳に、村名は往昔播州の大嶽と號せし、長井大郎實盛が養子、彌藤五藤原眞幹、當所に住せしより起ると、已に妻沼村聖天緣起に此名見えたり「古記」

廣澤郷

和名抄、幡羅郡廣澤郷」今詳ならず、もしくは妻沼、西野など、花園郷の東、那珂郷の北なる低野をさしたるにあらずや、福川左右の地形、廣澤の名に附會するに足る、

葛和田

今俵瀬、日向、辨財等を合せ、秦村と改む。(秦とは和名抄幡羅郡の郷名なり、其舊地は、今の埼玉郡成田、中條、河原の邊にあたると思はるれば、葛和田と福川の一葦を隔てゝ相對む) 妻沼の東にして、福川と利根との間なる低地なれば、洲嶼の形勢あり。其利根の北岸は、上州邑樂郡、舞木、赤岩等と對す。

北足立郡

北足立郡

南東は南足立と接壌し、其境は水脈を以て、隣郡と相限る。即北には元荒川を以て北埼玉と限り、西及び南は荒川を以て入間豐島と限り、東は綾瀬を以て南埼玉と限る。今面積二十七方里、人口二十萬、十一町五十六村に分ち、(明治二十九年、新座郡をも本郡に合せたれど、形勢懸絶して、むしろ入間郡に入るべきを以て、本篇新座を入間郡の初めに舉げたり)浦和に治す。東京より川越、及び奥羽に向ふ大道は、郡内を貫通し、大宮に分岐す。全郡平曠、地に肥瘠あり、

田に高下ありと雖、潴漑の利は、近世運漕、灌漑の土木と相待ち、頗講す所あり。

足立郡（アダチ）　明治十三年、南北の二郡に分たる、南足立は下佐渡江領の村里にして、東南の狭地に過ぎず、北足立を大郡とす。又中古には上足立、下足立の唱あり、大宮を足立の郡家とすれば、舎廻を以て其分界としたりと新風土記云、足立は和名抄に阿太知と註し、陸奥国に安達に作る、文字は假借なれど、古言の義いよいよ詳にしがたし、其名に起れる地も、今は明ならず失はれたれど、神名帳に足立神社あるに、當時足立本郷ありて、其地にたてりし神社なることと知るべし、今は彼の神社の名湮滅さ、遽に知るべからず、續紀、神護景雲元年、武藏國足立郡人、外從五位下丈部直不破麻呂等六人、賜姓武藏宿禰、又爲武藏國造」とあれば、著姓の此郡に居りしを知るべし、類聚國史に「延暦十四年、足立郡大領、武藏宿禰弟總、爲國造」とあり、此弟總なること、日本紀略に云ふ「延暦七年、外從五位下、武藏宿禰弟總、外正六位上、多米連福雄、並授外從五位下、以貢獻也」と、今按に、弟總武藏宿禰たる時は、不破麻呂等が子孫たるを知るべし、因て又想ふに、弟總は當郡の人にして、國造となりたる時に、足立に宿禰の在りし事推して知るべし、風土記稿にも足立國府あり、多米連福雄が事は詳ならざれど、弟總と同じく貢獻せしを以て考ふるに、是も國造ともなるべき程の門地にやありけん、多米は恐くは多來にて、多磨官の國造となるべきにあらざるにや、多米氏は多磨の地なりと云ふ說もあるなれど、未だ其字を相改れず、何れか誤りなるらん、今按、足立郡と云ふこと、風土記に見ゆるに據り、國造本紀の无邪志、胸刺、知々夫、三國造、及び安閑紀武藏國造の事にて、古書の援引し、足立の大宮も、住くの大宮も、國造の遺址なりと論ずるは、されど、此論者に武藏の文を舉ぐるは、就足のみ、國造本紀と安閑紀とを本據として、足立は古國造の宅址ならんと推究する可なり、此條國史に見えたるは、延暦六年、武藏足立郡采女、（正六位上）武藏宿禰家刀自」等侍位授位」と紀に載す、又將門記に、足立郡司判官代武藏武芝あり、東鑑、治承四年の條に、武衛が太井隅田の兩河を渡り、當國に至らるる時、足立右馬允遠元、參迎として參向、此人當郡の郡領職たり、吾妻鏡にも見えたり、其後、家士監物治部山崎等に、遠元は上に許め、其裔國に遠元が女遠實、當郡の領主職にて、遠元が所地をなす、中・國に所領す、其後、北條時頼に至りて、所領を替へられ丹波國に移る、今本郡桶川宿に、遠元の居住の跡あり、其塋石碑の開基名なれば、家傳の說げにも然るべし、鎌倉管領の頃、上杉氏當國を領せし時、太田氏岩槻の太田は東を領し、又石戸の某氏の領地もありて一定ならず、北條氏領國の間も同様にして、其家の諸臣、並に宮家に及び大氏若干、及び旗下の人の知行打定せり、郡の地形近代大に變じ、荒川、綾瀬川の流などあり、綾瀬の川下、今の隅田川と稱するあたりは、押しこめ今なりしを、大に灌漑を出來、漸く水田となりしなるべし、これは郡中大抵の事にて、大宮古来の畢の地と云はれ、和名抄、郡里の名に適合せず、大武藏片田領、赤山領の邊に至りては、郡里の遺名なし、是れ古は今の如く大郡にあらざりしを證すべし、其後年暦を經て、今の如くの道にて開墾せしに從ひ、其内の川岸も大略に歸屬せしめなりけん、頗大郡となりたり、

上足立郡（カミアダチ）　中世の稱號なれど、大宮の邊を其界としたる歟、下足立は今の南足立郡に改むることの如くなり、風土記云、足立郡を二區に分ち、南の方を上足立と呼び、東を下足立と云ふと、來迎寺化又村瑞、寶徳の頃のものに、下足立と見えたり、道の傍小田原役帳を始め、當時の文書等にも、上下を分てり、此上下の界は、修驗本山派の年行事の文書に、大宮宿を限りてわかちし由見えたり

上足立郡中之事、任先規之旨、袈裟筋等之儀、不可有相違之由、聖護院殿御下知候、井筒奉行被成之、明白之上は、修驗之者不可有相違候、恐々謹言、

弘治二年丙辰十一月五日　　大納言守資直（花押）

大行院

下足立郡中之事、任先規之旨、聖護院御門跡御下知候、於其身も不可有相違候、恐々謹言、

永禄元年戊午十月廿一日　　源五郎氏之（花押）

不動坊

荒川（アラ）　荒川は秩父郡に發し、大里郡に入りて中游と爲り、足立郡と比企入間郡との間を流れ、入間川を合せ漸く下游と爲り、末は東京府内に入り、隅田川と稱せらる、秩父の上の遠源より其入海の末に至る、長凡五十五里、（秩父の上游凡廿五里、以下平方（ヒラカタ）まで七里、以下平方の入間川交會まで八里、以下内牧（ウチマキ）まで五里、以下千住まで七里、以下三里を隅田川とす）

荒川は其中游以下に於て、河道古今の變遷あり、往昔は熊谷の北を流れ、即大里、幡羅の郡界を爲して、直に足立埼玉の間に入る、其南に轉して熊谷、村岡の間に落來れるは、年代詳ならずと雖、寛治の時と想はる。寛永年間に及び、村岡の東より、吉見郡、足立郡の間へ疏通し、比企郡の市野川を合せ、入間川に集灌せしむ、是より足立、比企の郡界にて、更に和田吉野川に轉す、元荒川と呼ぶ、荒川の舊道は入間川を称して、今日の形狀を固定せり、舊考ふるに、入間郡の入間川、南埼玉郡元荒川、大里郡、南埼玉、北足立、佐谷田等を參考せよ。

堀津郷（ホリトノ）　和名抄、足立郡堀津郷、今詳ならず、高山寺本には、堀津の下に發度と註したれど、堀津、發度は別にして、其唱呼相近きを以て、一郷重書と誤られしならん。因りて惟ふに、鴻巣驛に近く、登戸（ノボリト）村あり、野堀津（ノボリト）の謂にして、即堀津郷の遺號にあらずや。凡箕田、鴻巣、馬室、常光の邊に古郷名を缺く、若此郡北の首郷とすべし。新風土記には、舊風土記に堀津郷を戸川原と大間村との間に載せたりとて、其次第に因り、浦和驛の邊かと想定したれど、其根據の不實なるを奈何せん。和名抄、諸郷の記載より論ずれば、首に堀津を揭ぐるは、北を首としたりと覺ゆ。

吹上（フキアゲ）　今榎戸、大蘆を合せ、吹上村と云ふ、足立郡の北極にして、元荒川と、荒川とに夾まれ、中山道の驛次にあたる、熊谷へ五哩半、鴻巣へ三哩、又行田（ギヤウダ）(北埼玉郡)へ一里強。吹上驛大字大蘆に大天八公（ダイテンパク）社と號する祠あり、何神と云ふを詳にせず、近郡村落々に同名の祠あり、或は雷電社かとも云ふ。○この吹上驛は、古書いまだ見えず、師門物語及び宴曲抄等の、武藏國の道行振の中に、吹上の宿といふがあれど、比企郡大藏と、男衾郡塚田との間の一驛次なれば、此と相異す。

(大蘆)

榎戸（エノキド）　今吹上村の大字とす、吹上本村の西に並び、荒川の東岸に居り、大里郡吉見村に對す。一書に、男衾郡榎津郷(和名抄)を以て、此榎戸に擬したれど、地形違絶す。

箕田（ミダ）　今箕田村と云ふ、吹上と鴻巣との間にして、驛路に係れど、亭舍にはあらず、本郡の古村也。

御寄進于極樂寺新宮社、武藏國足立郡箕田郷內、岩佐七郎知行地事、任御下知之旨、金子八郎相共、彼知行分、所奉打渡、百姓支地、今富西方村、於當寺僧道哉上人、御持之狀如件、建武三年二月十四日、右馬允政孝、(華押)〔新編相摸風土記〕

新記云、武藏守源仕は、足立郡箕田郷に住して、箕田を名乘し由、諸家系圖、渡邊家譜に載せ、古き地名なる事知らる、又仁治元年、平經時武州箕田の地を割き、鎌倉佐介谷蓮華寺三寶の供に備へし由、本朝高僧傳、相州光明寺良忠の傳に載せたり、今も郷名を冠る村、當村を初として吹上、小谷等、十七村に及べり、氷川社、村の鎮守なり、社の後に古塚あり、高六七尺幅十二三間、往年土人此塚を穿ちしに、古鏡、太刀などの朽腐せしものを得たり、これ古へ貴人を葬埋せし所なり、八幡宮あり、俗に綱（ツナ）八幡と唱ふ、社邊に屋敷跡と云ふ所あり、是を六孫王經基の陣所とも、賴義の陣所とも、源仕が居なりとも稱せり、今按するに、仕は大納言昇の子にして、武藏守に任じ、其子箕田源次充は、六孫王經基の臣にして、充の子源五綱も、當村に住して、箕田を名乘りしが、後源賴光に仕へて、攝州渡邊に移りしより、渡邊を氏とせる由、前の系圖、及び武家評林等に載せたれば、仕が宅址と云ふも其故なしとせず、又經基、賴義等の陣所と云ふことも、正據なけれど、皆武藏守に任じたる人なれば、此に來寓せしも知るべからず、されど今冀此社邊のみを故跡なりとするは誤りなるべし、廣く郷內にわたりたる稱なりしか。○今昔物語に、箕田源次宛と、村岡五郎平良文と、兵の道を挑み爭ひ、互に射合せしが、終に和睦したることを載す。村岡の村名は箕田の西北三里、大里郡に存す、又相州藤澤驛の邊に同名存す。

(箕田八幡宮)

史、源賴光傳、源綱祖仕、任武藏守、父宛稱箕田源次、綱爲源敦所子養、敦者滿仲婿也云、初宛與平貞道父良文、並居東國、各恃其勇武、不相下、適有人間之者、二人大怒、欲與相接戰、以決勝負、乃刻日定約、各率兵數百、出陣于野、既而良文、使人謂宛曰、與率衆而戰、曷若單騎相當、以決雌雄、宛亦然之、於是二人徑前注矢、良文發矢、宛回身避之、宛發矢、良文亦如之、縱橫馳騖、交相發矢、而不能中焉、二人各服其技、乃相謂曰、吾與子非有深讐、欲一戰以按勝負耳、今已各試其技、亦可以已矣、乃罷兵講和、深相結託云、

箕田堤、天正中の文書に見ゆ、元荒川に對捍せる者ならん。

去年未進之普請之人足五人、無謂川に付而、不被召仕候、箕田郷堤、爲水堰、被仰付間、來十九日、鍬簀を持、箕田郷集、廿日より廿九日迄十日、奉行如申、普請可致候、朝者天明に罷出、日之入を切而、可致之、致遂不罷出者は、爲闕如、一日之遲參、五日可被召仕、是は惣國之法に候間、存其旨、皆普請不致様、早天より可致者也、仍如件、

申年二月八日(天正十二年、岩槻太田氏印あり)
井草細谷三河守分、百姓中、

川面（カハツラ）　今箕田村の大字にて、元荒川の岸に縁れり。鶴岡文書、應安元年、武州箕田郷內河連村を寄進せられしこと見ゆ、今も川面に若宮八幡社のあるは、彼社領たりしに因る歟。

寄進、鶴岡八幡宮、武藏國箕田郷、地頭職內、河連村除寺社領、非人給地等、右爲天下安全、武運長久、所被寄進也者、守先例、可被致沙汰之狀、依仰執達如件、
應安元年八月廿一日(上杉民部大輔、法名道昌 沙彌)

小谷（コヤ）　今明用（ミヤウヨウ）を合せて、小谷村と云ふ、箕田と吹上との中間にして、荒川の堤防に縁る、皆古箕田郷の域內とす。

(明用)

新記云、明用（ミヤウヨウ）村は古は鶴間村と稱せしを、何の頃よりか今の如く改めしと、小名に三町免、大地頭、西郷地、久下分、半成（ハンナリ）寨あり、又三島社、古塚の上に鎮座す、塚の高一丈餘、左右六七間にて、横に長し、社に向て左の

方に、長九尺幅五尺餘の石片面あらはれてあり、按に此塚は古代墳墓にして、顯れし石は全く石槨と見えたり。

登戸（ノボリト）（糠田）　今糠田、宮前、大間、中野等と相合せ、田間宮村と改む。箕田郷内にして、[illegible]の西部とす、勝願寺あり。勝願寺、新義眞言宗なり、相傳ふ、當寺は文永元年、記主禪師良忠の草創にして、始は淨土宗なり、故に白旗流二祖、宗慧良暁の古墳、當所にあり、然るに天正年中、不殘上人寺を鴻巣へ移して、記主の住せし居宅一宇のみ、其跡に殘せしゆゑ、當宗の道心者、替る替る住みけるに、台徳院殿當所の古跡たることをきこしめし、寺領十石を御寄附ありしより、再び堂舍を造營したりと。〔新記〕

大間（オホマ）　今田間宮村と改む。〔新記〕云、[illegible]山は大間村の[illegible]にあり、東西北の三方泥田にて、要害の地なり、今もかの堀の跡殘りたれば、壘など構へし地なること疑ひなかるべし、廣さは四段許あれど、昔は猶廣き地なりしなるべからず、相傳へて[illegible]の居[illegible]、箕田氏の城跡なりとも、又武藏守[illegible]の[illegible]ともいへど、[illegible]すべきことなし、今按に、[illegible]記等によるに、[illegible]六年、武藏介[illegible]、足立郡司判官代[illegible]と[illegible]、[illegible]ことによりて、北企郡狭服山の會合の時、武芝の後陣、故なくして、経基の營所を圍むよしを載たれば、若くは[illegible]營所とは當地なりしも知るべからず、[illegible]の長臣箕田氏とは、彈正綱秀がことなるべけれど、綱秀は[illegible]當所に住せしこと、諸記録に見えたれば、當時に[illegible]べきの理なきなり。

鴻巣（コウノス）　今鴻巣町、人口五千五百、鐵道大宮へ十二哩半、本郡の大邑とす。平野の中なれど、地勢稍高く、西は北企郡松山町に、北は埼玉郡羽生町に通ずる[illegible]て、四達の便あり。新記云、鴻巣宿は中山道の一驛にして、[illegible]との中間にあり、[illegible]の日を定て市をなせり、里人或は[illegible]庄の唱ありと云ふ、當宿の舊家、小池三太夫が家傳に、[illegible]長門守、[illegible]の市宿に住せしに、天文二十年、北條氏[illegible]の命をうけて、當所に[illegible]を築き、[illegible]市宿[illegible]と當宿と[illegible]なりと、氷川社、宿の鎮守[illegible]、又鴻の宮ともいふ、是鴻巣の地の名の由て起る所なりといへば、古き鎮座なることを知らる、羅山文集、[illegible]に、載する所の縁起あれど、奇怪にわたりたればとらず。又云、鴻巣宿、舊家勘右衛門が家傳に、[illegible]四年、市宿[illegible]を[illegible]に取立し由を載たり、又文祿二年、當所に御殿を建られしとき[illegible]、[illegible]に當時遊獵旅館のため、御殿をも建られしなるべければ、[illegible]あたり。

[illegible]
有當原より、[illegible]
文祿二巳五月五日　伊奈備前忠次（花押）
小池隼人之助殿

勝願寺（シヨウグワン）　[illegible]の南に在り、淨土宗、關東十八檀林の一にして、[illegible]、記主禪師良忠上人開基の[illegible]、[illegible]中、[illegible]上人之を[illegible]して、[illegible]、寺領[illegible]石、[illegible]、寛永六年、[illegible]門[illegible]、[illegible]、今本堂よ[illegible]、[illegible]大方丈と[illegible]、金の間、獅子の廊下など名付る所、則其賜はりし所なり、金の間[illegible]、[illegible]に[illegible]の寺のゆかりなる色にまであらはしき奴とはかふ門跡」是[illegible]のとき、賜ひしと云ふ、鐘は應永二年鑄造せし者にて、元來は結城花藏寺にありしを、慶長年中に、殿舍と共に賜はりて寺宝となりと[illegible]、[illegible]に淨土宗の[illegible]林なりといふがあり、弘安九年九月良忠と鐫りたる鉦のあるを見れば、古き寺なるべし、中興を不殘といへり、什寶多かる中にも、大藏一覽といふ摺本あり、文字いと[illegible]しくよき本あり、これは家康公の賜ものなるよし、[illegible]と見れ、かくて思へば、不殘は名僧なりけんかし。（大藏一覽十一卷、每卷東照公の朱印を押す、不殘は江戸增上寺[illegible]の高足なり）

鴻宮神社（コウノミヤ）　今[illegible]氷川社、又[illegible]の宮とも云ふ、羅山文集に、[illegible]、小宇漸頽、[illegible]四百[illegible]

馬室（マムロ）　今馬室村といふ、[illegible]驛の西南にあり、[illegible]を隔てて比企郡[illegible]に對す。[illegible]、[illegible]年乙酉、五月十[illegible]日、[illegible]（花押）

深井（フカヰ）　鴻巣邊の舊庄名なりと云ふ、[illegible]村名に殘りしを、今は宮內、本宿、中丸、[illegible]と合せ、中[illegible]と改む、[illegible]云、[illegible]、深井と稱せり、其子を對馬守景[illegible]と云ひ、[illegible]太郎氏

貢に臨し、上總三舟山の役に從ひしとき、氏資死せしかば、本意なく當所にかへり、民間に跡を晦し、多くの田畑を開き、夫より世々こゝに土着せりと云ふ、長尾系圖、及び上野の長尾の事を記せしものを閲るに、景春の子は景英にて、其子を景誠と云ふ景忠、景季の名見えず、此景忠は景英が兄弟にて、たまたま系圖等にも漏れしものなるか。

當郷打明之事、其方深井致談合、可爲開候、郷中百姓等、無兎角、可爲入籠也、

永祿二年己未三月廿四日　(花押)

大島大炊助殿(宮内村文書)

中丸　今深井、本宿、東間、山中、古市場、宮内、別所、常光、花之木等をも合して、中丸村と云ふ、乃鴻巣郷内也。○新記云、本宿村は古へ宿驛なりしが、慶長年中今の鴻巣へ移せしよし、正保の國圖には、本鴻巣村と記し、元祿の圖には、本宿村とあり、古街道の跡は、東方に當り、坂田村より東へ入り、上下中丸、山中等の村々を經て、當宿に入り夫より東間村に至たり、この往來より低くして、古街道なること定かに分てり。

(本宿)

其方拘、宮内村、以上十貫五百文、所相渡候、於此上、嚴密に可被爲走廻事、肝要候、爲後日、一筆仍如件、

恐々謹言、

永祿八年乙丑卯月吉日　河田越前守資好(花押)

大島大炊助殿

宮内　今中丸村の大字とす。

不作之所、從當年五年、荒野に相定候間、何も精を入、開發可有、無中迄候得共、近年之開に不待合様に、被致之儀肝要に候、仍狀如件、

天正五年丁丑三月　太田助次郎(花押)

鴻巣、宮内百姓中、

別所　今中丸村の大字とす、此を常光別所とも云ひ、佛宇あり、無量壽院と號す、常光は彼院の寺號などにや。○新記云、無量壽院は新義眞言宗、大傳寺と號す、當寺及び川田谷村泉福寺、足立郡柏間村光福寺は、右大將頼朝草創の地にして、三寺ともに同時に建立ありし由、今も三大御堂と唱ふといへど、彼二寺に此事を傳へざれば、疑ふべし、本堂は文化四年回祿に罹て、今假に小堂を建てたり、大門の通り路幅五間、長百間許、左右に老杉繁茂して、如何にも舊地と見えたり。又云、別所村は無量壽院に阿彌陀を安置し、右大將頼朝の建立と云へり、然るに郡内大谷領に係れる別所村にも、無量壽院といへるありて、そこにも彌陀を安置し、相傳へて岡部忠澄が建立と云へ、別所といへる名は[illegible]りあるのみならず、他國に於てもまゝある地名なれば、させる所謂もありしにや。

花野木　今中丸村の大字とす。○新記云、花野木村は古へ右大將頼朝、別所村無量壽院草創ありし頃、この地及び隣村の地を香花の料に附せられしより、當村を花野木と號し、隣村を常香と唱へしに、香の字はいつの頃か改めて光に作れりと、されどこの説、外に證なければ信じがたし。

常光　今上谷、下谷、中皆根等を合せて、常光村と云ふ、鴻巣驛の東南一里、荒川に縁れり。常光の名義詳ならず、佛寺の名に因れるにあらずやとも云ひ、別所無量壽院の、常香花の説あり。再考するに、香花は全く附會の言説のみ、常荒の義にして、荒野開發の際に、常荒とて隈年免除の事ありし、土地の名目に出でたり、常光別所の天正五年の古簡に參考すべし。

不作之所、從當年五年、荒野に相定之間、何も精を入、開發可有候、無中迄候得共、近年之開に、不待合様に、被致之儀肝要候、依狀如件、

天正五年丁丑三月六日　助次郎(花押)

鴻巣、別所百姓中、

(下谷)　新記云、下谷村大行院は、本山派の修驗にて、幸手領不動院の配下、三島山觀音寺と號す、往古は上足立三十三郷を支配して、年行事職たり、故に聖護院宮、及び小田原北條家、太田氏資、其外の文書數通を藏せり。

石戸　今石戸村と云ひ、高尾、荒井をも合す、馬室の南に隣り、桶川驛の西一里半、荒川に縁れり。

石戸と桶川宿、川田谷との間なる野水は、南に降り鴨川と稱せられ、大久保村に至り、荒川へ入る。

(石戸宿)　新記云、石戸は宿村、上村、下村の三に分ち、石戸宿は正保圖に石戸町と記し、近世石戸領二十村の本郷にして、往古は石戸左衞門尉の住せし所なりと、左衞門尉は東鑑にも見えたる人なり、又小田原記、松山合戰の條に「上杉輝虎、松山の加勢として、永祿五年二月上旬、武州石戸に著」云云と見えたり、阿彌陀堂、小名堀之内に在り、相傳へて、此地蒲冠者範頼の住居の地とも、又石戸左衞門尉の居跡なりとも云へり、又當所を範頼が葬地と云ふ、妄誕なること勿論なり、(此なる老櫻の名を蒲櫻と云ふに附けて、蒲冠者に援合するのみ)老櫻樹は堂に向つて右に在り、高さ三丈餘、枝さし覆へる經り、十五間餘、白花にして單瓣なり、根の盤りたる處に、貞永、弘安、永正、文應等の古碑、及び文字も讀み得ざる斷碑五六基、挾み入れり、其の様樹根より生ひ出たる如し、蒲櫻と號せり。

高尾　今石戸村の大字とす、石戸城址の北なり。○新記云、高尾村荒川の岸に、船問屋三軒あり、近郷の貢米及び諸色の運送は、此河岸より出せり、高尾河岸といふ。

石戸城址　石戸宿に在り、西方松山城址を距る二里。○新記云、昔鴻巣御殿に御成の頃は、石戸は放鷹ありし處なりといふ、正保年中までは、御茶屋もありしよし、國圖に見えたり、城蹟、廣さ四町許、今は陸田となりて、

僧にから堀り跡殘れり、西は荒川を帶び、東より北へ亘りては深田にして、南の一方のみ平地に續けり。○埼玉叢書所引[illegible]云、松岡漫錄、河越合戰の條下に「上田又次郎政重、南方勢向ふと聞て、足戸の城に退」[illegible]關東古戰錄も是に同じ、武藏漫錄、氏[illegible]の後に「太田美濃守、足戸の砦に居たる上田又二郎政重を伴ひて、足戸合戰の條にも「永祿六年の秋、北條氏邦、武州足戸の砦を伐つ、毛利丹後守よく防戰し、[illegible]軍を引て歸る、高橋よりの[illegible]、上尾にて[illegible]合戰ひ、宇佐神定勝戰死」關八州古戰錄も同意也、北條と[illegible]を思ひ合すれば、足戸は上尾近傍に在りと知らる、[illegible]は石戸なるへし。

按、石戸は松山城に對向し、中武藏の一要害たりき、殊に永祿中、太田三樂の雜居にあたり、之に據りて北條勢と爭戰せり、[illegible]石戸と江戸は、字音相疑似するを以て、石戸を江戸、又は足戸に誤り、遂に[illegible]の錯亂を生じたり。中興氏[illegible]長江戸圖書[illegible]如き、全く石戸の三樂占據の事を以て、江戸城下と論斷したり。

甲陽軍鑑云、永祿五年壬戌正月、小田原より甲府へ使をつかはされ、信玄公[illegible]、武州[illegible]山の城を、太田三樂に[illegible]けり、[illegible]上杉[illegible]、已は中武藏江戸の城に[illegible]、[illegible]松山を攻取候はゞ、三樂[illegible]にて[illegible]に見え[illegible]、信玄公の御[illegible]日つ[illegible]一と[illegible]、故、[illegible]二十八日、甲[illegible]な[illegible]、[illegible]六千餘[illegible]城を攻給ふ、[illegible]内に[illegible]永祿九年、太田[illegible]下[illegible]き、引[illegible]に[illegible]、[illegible]小田原[illegible]を置ある、五月、氏康自身一萬[illegible]相[illegible]き給ふ、太田三樂之を聞き、江戸を[illegible]忍を退治せんとて、赤鳴濕[illegible]に取詰るを以て、長安(成田)より羽使を前橋へ飛し、氏康を頼む、氏康之に依て前橋を差置、中道を經て武州へ出て、千町が原に陣を取て、江戸へ働給、三樂之を聞き、又鳴瀨を引取、江戸の城へ歸入る、太田歸城しければ、氏康も小田原へ軍を入給。○同書又云、三樂は去年(永祿七)於松山、大剛の兵士とも[illegible]多く損害、悲歎の涙未乾、[illegible]る處に、[illegible]、北條氏康、子息氏政、二萬餘騎を率し、上田又次郎入道安獨齋を先陣として、上[illegible]中武藏に[illegible]出、江戸の城を責落さんとす、[illegible]、[illegible]の北條、[illegible]中武藏の[illegible]、南方より三百五十騎、都て七百の兵を別け、太田方へ遣し置、[illegible]、[illegible]相副、二千五百を以て、城内を守らせ、[illegible]年[illegible]を千に付、城を出、下[illegible]、[illegible]、八月十三日、[illegible]前[illegible]、[illegible]中由、[illegible]有ければ、氏[illegible]一萬五千を從へ、小田原へは不歸給、鳴瀨[illegible]、[illegible]へ[illegible]に住す

以上[illegible]中の江戸とあるは、皆石戸の誤[illegible]、同も鳴瀨、[illegible]、下[illegible]、品瀬等の地名は、其[illegible]、[illegible]東古戰錄も[illegible]り。

男衾郡折原村、西之入婆羅門社の御正躰懸佛の銘に「武[illegible]足立郡石戸[illegible]、[illegible]、云々、應永十五戊子」と刻めり。

川田谷（カハタヤ）

今川田谷村と云ふ、石戸宿の南に隣り、荒川の[illegible]谷を、郷名に呼びたる者とす。

稻直郷（イナホ）

[illegible]、足立郡[illegible]、[illegible]、小針、小室、大谷などにわたる[illegible]、[illegible]田二郷の北とす。

新記云、今桶川宿の邊を伊奈庄と呼ぶ、是は伊奈保の下略にて、稻直郷の地なるへし。

桶川（ヲケガハ）

今桶川町、人口五千五百、鐵道大宮へ七哩、中山道上尾、鴻巣の間なる一驛とす。古文書に桶皮郷と云ひ、今の上平村も其郷内にして、上村、南村、菅谷、久保など云へるは、皆桶皮の屬名たりきとぞ。近[illegible]、此四近を統ぶ[illegible]

新記云、菅谷の條に引ける、觀應三年の下文に、桶皮郷菅谷とあり、近世には正保、元祿兩圖に、桶川宿を町と故せ、中山道の驛なり、江戸より行程十里、この邊近來多く紅花を植ゑ、[illegible]を製せり、近郷の人これを桶川臙脂と稱す、又[illegible]五十の日を以て市を開き、米穀を鬻けり、[illegible]、足立[illegible]の[illegible]、今は林中に在[illegible]、[illegible]其由來を知り[illegible]し、昔[illegible]ことありと云ふ、この有馬允[illegible]を遠元と云ふ、吾妻志を按するに、父は大[illegible]足立十[illegible]、遠[illegible]、當郡の領主職たりしか、[illegible]の時に[illegible]、足立を氏とし、武勇を以て[illegible]、[illegible]二代の[illegible]、又吾妻志に、遠元[illegible]子を[illegible]、又左衛門尉といへり、其頭所領を[illegible]、山[illegible]村に移ると、[illegible]に[illegible]の名見えず、[illegible]にのする所は、足立八郎元春、[illegible]の時に住す、是遠元が子にや、其後足立十郎太郎[illegible]、[illegible]衛門[illegible]し或は[illegible]をもしるす)左衛門三郎[illegible]、足立[illegible]、[illegible]、同五郎、同九郎、足立木工助遠親、是も遠元が一族なるへし、讃岐國本山庄の地頭職なり、是等の人の子孫の住せし所なるへし。

日出谷（ヒデヤ）

今桶川町の大字と爲る。

[illegible]行書立

一あせよし　　一領家
一こしきや、此内に小林村、一ふちなみ、こいつみ
一ひてや　　一河田や
右所、八[illegible]、[illegible]一[illegible]
右之分、[illegible]々を令せんさくに而、御[illegible]可有之候、
[illegible]不足に候はゝ、是可申候、ふまえ[illegible]
に、[illegible]可[illegible]也、仍如件、
天正十八年庚寅九月七日　　伊奈熊藏[illegible]
牧野半右衛門殿、[illegible]

菅谷(スガヤ)

今[illegible]、上村、前村、久保などと[illegible]し、[illegible]村と改む、桶川驛の東南なり。

花押(尊氏)

下、春日八郎行元、可令早領知、武藏國足立郡樋皮郷内、菅谷村、丸七郎[illegible]事、

右依勳功之賞、於當郷之替、所充行也者、早守先例、可致沙汰之狀、如件、　觀應三年九月十八日

加納(カナフ)

今加納村と云ひ、坂田、[illegible]、倉田、五丁臺、小針、領家等と合す、中山道[illegible]、桶川の北にして、小針村に接す、元荒川の水を引きて灌漑す。風土記云、加納村は[illegible]に[illegible]、寶永六年、伊奈半十郎檢地せり、其頃の水帳に、武藏足立郡[illegible]之內、下加納村とあれば、上下並び唱へしは、これより前のことなるべし、又倉田(クラタ)村は入間郡法恩寺年譜には、[illegible]二年、[illegible]

(倉田)

[illegible]之合、有倉田孫四郎某者、貴當郡司也、[illegible]武藏守[illegible]、而為河內守、是生次郎家司之長兄也、[illegible]田以降爭倉田之邑」と見え、此所ならんには[illegible]き地名なり。

多氣比賣神社(タケヒメ)

風土記云、篠津村の[illegible]宮社は、延喜式內、多氣比賣神社にて、神體は女體にて、十二單衣に冠の坐像、本社の前に、幣殿、拜殿、側に椎の大木二株あり、往古は一樹なりと云ふも、何の頃にや枯て、其朽たる根際、二株合して生せり、根の圍み二株合して二丈餘、又一樹は周徑一丈六尺餘、何れも尊ばれて神木とす。○今按、[illegible]宮[illegible]こそ、式內の舊宮なれ。

綾瀬川(アヤセ)

足立[illegible]を[illegible]る[illegible]なるが、元荒川の[illegible]に並行して、今北足立(キタアダチ)と南埼玉との郡界を劃し、末は南足立郡へ入り、隅田川に注す、長凡十里。

回國雜記に「[illegible]の[illegible]水をたちて、(中略)あやしの橋といへる所に、川風のわたる[illegible]にはの見[illegible]の[illegible]末へ[illegible]き、[illegible]とい、[illegible]を通る」とあるあやしは、あ[illegible]の[illegible]せ[illegible]、又は古名[illegible]なるな、綾何人が其[illegible]を美にせんとて、綾瀬の字をあてしか、武藏名所考

(五丁臺)

綾瀬は本は元荒川の一支流にして、加納村五丁臺(ゴテウダイ)の東に分流し、花又村(南足立郡)の東に至り二分し、一は東に就きて直に古利根へ入り、一は南に走り隅田川へ入れり。近世屢修治の土木ありければ、水勢古今の沿革あり。殊に元荒川の幹流が、綾瀬の東方を迂回するを見るに、往時の足立埼玉の郡界たる、今の如くに定められしは、必定荒川の幹流が、當時綾瀬の河道を通せしに由る。されば、中世に及び、荒川の幹流東方に移りて、[illegible]、綾瀬川內を[illegible]し、[illegible]の[illegible]河なりし郡界の古流なれば、綾瀬と名つけしなり。而も中世の荒川も、更に西方に轉して、入間川に會す、即第二[illegible]に屬することゝし(風土記云、綾瀬は何の頃か、水上もかはりて、此川と元荒川の分流の所に堤を築き、小渠に堰き入れ、[illegible]堀川と唱ふる小流に、代ひたる[illegible]け、其水道を通じて一流とするも、是即今の末上なり、又[illegible]村と草加[illegible]田との間にて二分し、郡界を流るゝ所にも、堤を築きて水筋を止め、[illegible]に[illegible]て、流るゝ所を切廢げて、本流とせしかば、郡界を流れし一條は、纔に川の形を存するのみなり、今是を古綾瀬川と呼で、[illegible]などは[illegible]と呼べり、此[illegible]は元祿年間の事なり。

小針(コバリ)

今小針村と云ふ、桶川驛の東にして、綾瀬川を以て平野、淵戶(南埼玉郡)と相限る。小針、大[illegible]、[illegible]、今小針[illegible]合す[illegible]、小治田、小治田の義に出し如し、桶川へ一里、菖蒲(南埼玉郡)へ一里半。

小室(コムロ)

今小室村と云ふ、小針の東南にして、綾瀬川を以て南埼玉郡蓮田村と相限る。

風土記云、小室[illegible]は[illegible]、村の元村[illegible]て、近世陣屋ありし頃に、[illegible]して[illegible]とたてしと云ふ、[illegible]寺、[illegible]宗、[illegible]山[illegible]、[illegible]古は[illegible]坊と[illegible]、小田原役帳、[illegible]坊廿三貫九百文とのせたるは、このことなるにや、今も北條家及び岩槻太田氏の文書數通を藏す、天正十九年、伊奈[illegible]より[illegible]付狀にも、[illegible]坊と載たり、寺領六十石、[illegible]も倉田(今加納村[illegible])閑居院、慶長中より[illegible]一派の[illegible]たるに依り、之を兼帶す、其舊地には伊奈氏陣屋を置ける所にて、丸山と云ふ是なり、氷川社、小室鄉八ヶ村の鎭守なり、本地十一面觀音を安んず、古[illegible]あり、表に一[illegible]氷川社、[illegible]戊辰[illegible]、[illegible]月吉日、小室氏[illegible]申、[illegible]宮[illegible]」と書し、裏に「[illegible]年[illegible]三十五年後、[illegible]肥後國[illegible]地武道入道一阿、[illegible]安元年[illegible]三月、[illegible]寶院[illegible]順申上」云々。

原市(ハライチ)

今原市町、大[illegible]、[illegible]、小室、平[illegible]の[illegible]にして、小針な[illegible]尾の東なり、大宮驛より原市、平塚、小針を經由し、[illegible]埼玉郡菖蒲町、[illegible]町へ往來す、大宮へ二里、小針へ一里半。

風土記云、原市村は江戶を距ること九里に餘れり、隣村吉野原は古へ原村とのみ唱へし由、ものに見えたれば、當村も古はかの村の內にして、[illegible]と[illegible]なり、平林寺に藏せる北條家より出せし文書に、原宿の名見ゆ。

原宿、

右宮御代官[illegible]、[illegible]在御付箪、驛
[illegible]、[illegible]、右昔從、褒之仕有之者、任法、
代官[illegible]、[illegible]
永祿十年丁卯九月[illegible]日、(印) 安[illegible]、

原市沼 [illegible]
[illegible]に[illegible]、綾瀬川へ[illegible]す

瓦葺 今瓦葺[illegible]、原市の東に[illegible]し、綾瀬川を以て[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
き邊りの溜沼、或は流末より用水を引入れしを、享保十
三年、井澤彌惣兵衛、命を奉じ、[illegible]
田となし、其かはりとして此用水を開けり、掛樋は長二
十八間、[illegible]、[illegible]四間あり、[illegible]、この樋の
中舟を通して運送に便す、かゝる大樋、國々には稀なる
ことなり。

上尾 今上尾町、人口三千、[illegible]、
大宮、桶川の中間なる小驛とす。
新記云、上尾宿は[illegible]中山道六十九次の驛亭の一にして、
江戸より九里の行程なり、[illegible]
宮へ二里、[illegible]
を賜ふ、往昔は今の光勝院[illegible]
をたてられしとき、この[illegible]
へざれど、光勝院は天正年中[illegible]
移せしはそれより前のことなるべし[illegible]
丁の災に擱り、記錄を失へれば、古傳詳ならず、境内

二百[illegible]、延宝、元禄以下[illegible]
[illegible]年七月、[illegible]
[illegible]
[illegible]足立郡[illegible]
[illegible]

大谷 [illegible]
[illegible]
隣り、今大谷村と改めたり
[illegible]
[illegible]
[illegible]

畔吉 今[illegible]、小敷谷、[illegible]
領の諸村を合同して、大石村と改稱す。川田谷の南、
[illegible]
[illegible]
畔吉之内、[illegible]前共に、任[illegible]、諸役[illegible]、可爲
不入者也、仍如件、
[illegible]十七己巳八月廿八日 [illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]宗[illegible]充[illegible]、[illegible]
錯亂、可執達請取狀、使節更不可有緩怠之狀、如件、
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible] [illegible]
[illegible]

[illegible]、[illegible]の頃、[illegible]、已に叔父[illegible]
[illegible]年
[illegible]
[illegible]

加茂宮 今大谷[illegible]、綾瀬川[illegible]と合同して、
[illegible]
る中[illegible]、加茂宮の[illegible]なる今称、[illegible]は今[illegible]の對
[illegible]、大谷村と改稱す
天正十年[illegible]十六[illegible]加茂宮多門
[illegible]
[illegible]
[illegible]

吉野原 [illegible]
○新記云、吉野原村は正保圖に原村と載せ、古へは春日
[illegible]、さればXX色等、
[illegible]、若くは本書を失ひて其寫な
るか、殊に地頭より出せし文書に、地頭衆とあるも疑ふ
べし、其文左に載す、
吉野村[illegible]の儀、田畠共に、[illegible]に、さら
[illegible]可申候、[illegible]の事は、[illegible]に相定申
候、[illegible]、年貢之儀[illegible]、此米を相すまし可
申事、
一田[illegible]二つなり、
一畠かたは壹反に付鐚永樂四斗代なり、
[illegible]
[illegible]
[illegible]

鴨川 [illegible]、[illegible]谷村と日出谷村(桶
[illegible]、[illegible]大谷村に

至り、一派を分ちて與野の鴻沼新田へ灌ぎ、本流は稍西南に轉し、大久保村に至り、荒川へ入る、長凡六里。

内野

今指扇村へ合す、加茂宮、大谷の西南にして、植田谷の北なり、鴨川は村の東偏を過ぐ。内野はもと郷名にて、今の日進、並木村へもわたれり。

(指扇) 今指扇村は正保及び元祿の改には、指扇村とかけり、差扇領十八ヶ村は、古へ山内豐前守一唯が知行、三千石の地にて、其形扇に似たればとて、かく名付くと云ふ、されど此村を差扇と唱ふるによれば、當村より起りし名なるべし。〔新記〕

清河寺

内野本郷に在り、大宮驛の西北一里半、古刹なるが、今は廢跡僅に存す。○新記云、清河寺は臨濟宗なり、内野清河寺村に在り、開山は圓覺寺第三十八世、佛慧禪師傑公是英にて、開基は左兵衞督基氏なり、貞治六年逝し、清河寺殿玉巖明公大居士と謚せし故、當寺をも清河寺と稱すといへど、古河公方家の譜によるに、基氏の法號瑞泉寺殿とあり、清河は當寺のみにて私に追謚せし號にや、應永廿九年、基氏の曾孫持氏よりの寄附狀、今も所持せり、享祿年中兵亂にて、堂宇燒失し、元和年中再び回祿の災に罹り、其後いつの頃か、仙岩と云ふ僧中興せりと云ふ。

寄進　武藏國清河寺

同國足立郡上内野郷内、田壹町貳段、在家壹宇、敷地等、長井駿河三郞實基寄進事、

同郷内、田壹町貳段、佐地川在家壹宇、駿河三郞實基伯父、紹旭藏主寄進之地等事、

右爲當寺領、所令寄附也者、早守先例、可致沙汰之狀、如件、

應永二十九年十一月一日　從三位源朝臣(花押)

道也(氏貞)任證文、諸公事免許、並門前棟別諸公事、諸勸進令停止者也、仍如件、

天正十五年丁亥十月十五日　氏房(花押)

内野清河寺

中釘

今指扇村の大字とす。

圓覺寺塔中雲頂庵所藏文書曰、武藏國足立郡、中釘郷事、一端雖宛行長井下野守□□□申依有其謂所返付也、早任棄置狀等之旨、領掌不可有相違候、如件、應永三十四年十二月、持氏(花押)本願寺長老。

加村

今上内野、下内野、大成等と合し、日進村と改號す、指扇の東にして、大宮驛の西北なり。

埼玉郡上會下村「雲祥寺の雲版銘に「明德五年甲戌、五月念五月、武州賀村縣、醫王山東光寺常住」云々と見ゆ。

加村御本領、非豐島豐前守分、今泉拘、任望進之候、萬一本主致忠信者、替地可進之候、恐々謹言、

永祿十二己巳閏五月十五日　源太政景(花押)

高麗豐後守殿　(從原氏)

並木

今小村田、下内野を合せたり、清河寺の南にして、大宮驛の西に隣る、正保圖に双木に作る。双木と内野本郷との間なる上加、下加、櫛引、上内野等は、今合同して日進村の新號を建つ）鴨川の水流、並木、下内野の間に淳滯するを、蓮沼と名つく。

新記云、並木といへるは昔時餘程廣かりし地にて、中古郷名に唱へしなるべし、既に慶長年中の檢地水帳に、並木郷之内大平村と記せり、小村田なども當所より分れきといへば、其分郷せし時當所は郷中の本村なれば、其郷名を負せて並木村と唱へしより、かの大平の名は小名となりしなるべし、内野の蓮沼は、鴨川の水先なり、村の東の方より辰巳へ流る、幅は狹き所六七間、廣き所に至りては百間餘もありて、渺々たる沼池なり。

平方

全平方村と云ひ、上野（本郷領家の二つ）貝塚を併合す、上尾の西南一里半、大宮の西北二里。荒川、入間川は平方河岸の北に於て相合し、汀流始めて稍大なり。

新記云、平方村に荒川にそひ、比企郡入間川の境土に臨めり、河岸場あり、是を平方河岸と唱ふ、近郷より出す所の貢米、或は商人の貨物を、船に積て江戸へ運送す、馬蹄寺、淨土宗、寺領十五石、寺傳の畧に、昔當所に吾妻左衞門是好と云へるものあり、其伯父なりける三輪庄司好光が爲に草菴を建て、知道と云ふ僧を菴主となし、菩提を弔ひける、其頃は馬蹄菴と號し、馬頭觀音を安せしと、此餘三輪庄司が馬と化して人語をなし、及び蹄を折りしことあるより、寺號とせしなど、さま〲の事を書つゝれど、怪誕に亘れば取らず。

貝塚

今平方村の大字とす、洪積層の丘を占めて、名に負へる貝殼堆あり。現に隅田川の海口を去ること十五里の遠きに居るも、往昔は此邊まで鹹水湛へて、貝属の棲止せるを、原人の採食せしならん、殼堆は即其遺墟に外ならず。

殖田郷

和名抄、足立郡殖田郷、訓宇惠太。○今與野の西を植田谷領と云ひ、植田谷本村、同領家同在家等の名遺る、されば此邊を殖田郷の舊域とすべく、大略植水村、(植田谷本村水判土)大久保村(植田谷領家)馬宮村、平方村、指扇村、日進村、並木村、與野町、土合村等にあたるごとし、鴨川の左右にわたれり。

植田谷

近世は領名に呼び、村の邊二十餘村をすべたり、今本村、水判土、佐知川、三條町等を合せて、植水村と改む。

(水判土) 水判土は水波田にも作り、近世まで此邊の庄名にも呼べり。水判土の慈願寺に、入百比丘尼の古迹と云ふ事を傳ふれど、荒唐の談なれば錄せず。

(殖竹) ○鎌倉圓覺寺黃梅院文書、應永四年、足立郡殖竹郷地頭職とある殖竹は、植田谷の訛音に出てし如し、されど又新郷村に大字大竹あり、再考を要す。

足立神社　今植水村大字植田谷の小祠にて、古の足立神と號せらる。(房總志料云、植田谷村、諸大夫が屋敷の小祠を、足立殿といふ。新記云、足立神社は植田谷本村に在り、打ちひらけたる地なれば、古迹とも思はれされど、社邊に大木二三株立てるを以て見れば、昔は樹木生茂りて、幽邃の地なりしを、居宅の造なれば、後世切開きしも亦知るべからず、相傳へて延喜式神名帳に載する、足立神社は即當社なりと云ふ、其宅主は足立氏の裔と稱し、全境を見るに、堀を四方に廻らし、頗要害の地なれば、上古は知らず、中世には士豪などの居住せしこと疑なし。

佐知川　今植水村の大字とす、吉河寺文書の書、應永二十年十九日、足立郡云々、佐知川在家壹宇、云々。

島根　今植水村の大字とす。○新記云、島根村の氷川女體社を、土人女體と唱ふ、是は大宮氷川神社の嫁宮なりといへど、其故を詳にせず、社領十五石の朱印を附せらるゝは、本社に女體男體の二社を安置し、又大宮の神主の家に古書あり、

氷川何宮々、武藏國足立郡島根村内陸段、在所本宮附之状如件、應永廿年五月廿日。

大久保　今五關、神田、塚本、領家、在家、宿村等と合して、大久保村と云ふ、正保圖に大窪に作る。鴨川は大谷、内野、植田谷等を經て、此に至り荒川へ歸す、荒川の對岸は入間郡宗岡南畑等とす。

岩松文書に「足立郡大窪郷、地頭方、三分一方、田畠注文、田六、畠二段、八の大明神、一町内二段より上、畠一町普門寺、二段小阿彌陀堂、八段後藤□、己上田二町八段、畠一町二段、云々、明德五年甲戌、八月二十七日、閑政(花押)、

新記云、今下大久保村に、諏訪社及び阿彌陀堂あり、近郷別所村に長福寺あり、大久保村に普門院と云ふるがありて、外にかゝる寺院もあらねばこれなるべし、もしさあらんには、古其遺までも大窪郷の内なりしと見ゆ、小田原役帳に「□□段□貫文、足立大窪村」と載す。○近年の□□帳に曰く、大久保村觀音寺に、大小五百ばかりの佛像あり、千體佛の遺存せるにて、明治維新の前までは、□村社に安置せられし者とす、里老の說には、田村將軍の建てし千體堂といへりと。

遊馬　今七里、二ツ宮と組合せ、馬宮村と改む、指扇、植田谷の西にして、平方村の南、荒川の東岸に居る。大宮、與野より入間郡川越町へ通ずる路なり、往昔は遊馬にて荒川を渡る。○新記云、遊馬の遺名は手□寺□と云へ、高□寺觀音堂に、貞和元酉年と□る古碑あり。

與野　今與野町、人口四千八百、大宮へ半里、浦和へ一里、驛路にあらざるも、近世民戶密集して、小市街を成す。往時は猶南方諸村を籠めて、與野郷と呼べるにや、與野道場村は、今土合村に合し、與野町と相去る一里。

新記云、與野は□野郷□□頭□と唱ふ、町となりしも二百年來のことといへど、其年月詳ならず、江戸へ七里、家數三百、町の往還を三分して、其限りごとに石の地藏を建つ、北の地藏より以南を上町と呼び、其次を中町と唱へ、北の方を下町と云ひ、中町は長九町程ありて、道の左右軒を連ねたること、宛も都下の町に似たり、上下の町は民家も少くして、道幅も狹し、

圓乘院　與野町の西端に在り、古の與野道場を移したる者とす。寺の背の天神村の邊は、近年修治して、園池と爲し、公衆の遊觀に供す。○新記云、圓乘院、新義眞言宗、西□寺と號す、寺領十五石は慶長十九年に附せらる、當寺は畠山重忠の草創にして、古は近郷道場村に在りしが、何の頃にか當所に移せりと云ふ。(圓乘院は慶長年中中興すといへば、其頃の改宗移轉にあらずや、而も舊地にも一宇を遺せり。)○□念佛會詞云、天正□の□六、與野郷に疫病おこりて、人多く病死しけり、其時武藏國與野郷に、一人の名主ありけり、年來念佛信心の人にて、世間の疫□をのがれんがために、家うちの老少をすゝめて、明日より別時念佛をはしむべきにて、番帳を書て、道場に置きけり、云々。

落合　今與野町へ合併す。○新記云、落合村の地に、草の舊根土に化せし如きもの多く埋出せり、これを焚けば火移りて猶薪の用を辨ず、越後國などよりも斯の如きもの出るよしなれど、當村のみに限らず、他國にもあるものと見えたり。(越後の方言、燃土を土合といふ)

道場　今西堀、田島、鹿手袋、關村、中窪等を組合し、土合村と改む、與野町の南にして、浦和町の西にあたる。○新記云、道場村に畠山重忠が塁址なりとて、四方四五町に及べり、廻りに堀の跡殘れり、此邊より古瓦、及び丸き大石など多く出る、又經塚と稱するは、金剛寺圓乘院の觀音を掘出せし地なりと、西堀村の富士見塚は、小名日向にあり、眞鳥山の如きなる崖の上なり、こゝより西に望めば、富士、及び箱根、大山、榛名、又伊豆、武甲山等、目前に見えて、眺望いと勝れたり、崖下には水田打續き、秋冬の頃、空晴る時は、富嶽宛然としてこの水面にうつれり。

(西堀)

鴻沼新田　與野町の東南、浦和町の西にあたる、丘陵間の低窪なる云ふ。正保圖、元祿圖に據れば、北は落合、(今與野町の大字)南は鹿手袋、關村に至り、一池塘を見る、其長さ一里、横幅一町、若しくは二町。享保中、見沼用水路の成功にあたり、鴻沼の塘をも毀壞して、稻田を闢き、灌漑は木崎村より新渠を穿ちて、鴻沼に導來したり。(即見沼用水の分派なり)

大戶　今中里と共に、與野町の管内なれど、離れて鴻沼新田の東に在り、浦和町別所に接す。

郡家(グウケ)**鄉**　和名抄、足立郡郡家鄉（今の大宮、鴨宮、三室などの諸邑にあたるべし）郡の中央にして、殊に氷川の大祠の北に存するは、古郡家の所在たるを追想するに足るべし。

新風土記に、郡家は大宮の邊なるべし、恐らくは古へ足立府を置かれし地に同しからんと計す。形勢を大觀すれば、足立の郡家の大宮たることは論なし、されど植田谷(ウヱタヤ)に足立神社を設き、膝谷に神戸(カウド)の名ありて（神戸と郡家と語相近く、神戸は即正しく郡家たる例も、諸州にあり）積解決に艱む。足立府と云ふことは疑ふべしと雖、蓋國郡制置の事なき以前（孝德天智の以前）には、武藏國造の此に居りて、地方を治めしのみ、且其國造の裔孫に、猶久しく此足立郡に遺れることも、徵證あり、按ずるに、天慶元年、當國の權守と足立郡司との葛藤より、爭端を起して、遂に將門の叛亂あり。初め權守興世王下向ありて入部せんとす、時に足立郡司判官代武藏武芝の言に、且權守の正任に先たつは故事にあらずと、固く先例を持しけるが、介源經基は興世王に同じける程に、興世王押して入部し、兵杖を發して、武芝が宅に亂入するに至る、平將門此由を聞て默止がたく、下總國より來て双方を解和せんとす、偶武芝が下部經基の館に狼藉せしより事敗れ、又國守百濟貞連と、權守興世王不快し、興世王國廳に居ること能はずして、下總國に遁る、遂て將門を動し、管内大に亂れぬ（將門記、今昔物語）此武藏武芝は、蓋續紀景雲元年、足立郡人武藏國造不破麿とある人の裔孫なるべく、郡領は多く國造の苗裔を採りしことは古例なれば、郡司と云ふも郡領の異號に似たり。（郡號の條をも參看すべし）

大宮(オホミヤ)　今大宮町、人口六千、高鼻、土手宿、天沼を合せたり、武州の名邑にして、本郡の中心にあたる。目今の鐵道線路に、本驛を以て奥州線と信越線との分岐と爲したるを以て、殊に著顯す。東京（上野）十六哩半、宇都宮四十九哩、高崎四十六哩半、浦和四哩。

新記云、大宮宿は中山道の一驛にて、江戸より七里とす、昔は今の本村、高鼻、土手宿の三村を合して、大宮村と呼びしを、天正十八年御入國の後、中山道を定められし時、伊奈備前守忠次が指揮にて、百姓屋敷四十二軒に地子を免し、始て人馬繼立をなさしめしとなり、其頃は往來も今とは變りて、氷川宮裏大門より大門通りへ出て、一鳥居の邊より今の中山道通りへつゞきたり、然るに年を追て宿驛繁多にして、勞役に勝へざりしかば、寛永五年、伊奈半十郎忠次が計らひにて、今の往來、其頃原野なりしを地割して、町並となし、六萬四千坪餘を地子免として、繼立の役用に宛て、惣名大宮宿と云へり、斯て當所の町役は五十人、馬五十匹と定められしかど、猶時として往來繁多なるが爲め、元祿七年、近郷一萬石餘の村々に課して、人馬とも助立することに定まりしなり、

（壽能）城跡は大宮町小名壽能(ジユノウ)に在り、永祿天正の頃、北條の麾下、潮田出羽守資忠、其子左馬允資勝居住せしに、天正十八年、小田原落城の時、彼地に於て、父子ともに討死し、當城には家人北澤宮内等籠城せしが、防戰力及ばずして、民間に落隱れ、御打入の後、伊奈備前守より宮内に指揮して、大宮町を新開せしめ、其功に由て城跡を宮内に與へしとて、今も其子孫持なり、城地は東北南の三方見沼(ミヌマ)新田によりたれば、當時要害よかりしことと知られたり、資忠は太田美濃守三樂齋資正の四男なるが、同家の氏を名乗て別家となり、大宮、浦和、木崎を領し、壽能城を築て居住せりと云ふ。

（黑塚）黑塚(クロツカ)は大宮町小字堀の内(ホリノウチ)にあり、高一丈許、徑り七八間の塚にて、松樹雜木等生茂れり、塚上に孤松ありて、其下に八幡の小社を建て、又側に石にて造りし大黑の像一軀あり、俚俗に、この黑塚は、昔見沼新田の新開ならざる頃、大宮の神主、彼の沼に群る鷹鷲等を取んとて、人の見とがめんことを恐れて、夜なよな鬼面を被りて驚かし、其の隙にかの鳥を取りしが、鬼出づると云ひふらし、果は奥州安達郡の黑塚に擬して、黑塚と唱へ始めしといへど、こは臆言と云ふべし、これをいかにと云に、村内東光寺の撞鐘、元祿九年の銘に、數百年前、熊野那智山宥慶師、權門を扣て足立郡大宮邑に宿りし時、古塚有て種々の妖怪をなせしかば、慶師法力を以てこれを伏すとのせたり、東光寺は昔眞言宗にして、後曹洞となりし時の開山、梁室和尚、長享元年化すといへば、黑塚の名の高きことも論なかるべし、黑塚と唱ふるには自らゆゑあるべけれど、古き世のことなれば、正しき傳へを失せしならん。

（高鼻）**氷川**(ヒカハ)**神社**　大宮町の北、高鼻(タカハナ)に在りて、今官幣大社に列せしめらる。今代東京遷幸の後、特旨ありて此禮遇を賜ふ。明治十七年、祠邊の地五萬坪を修治して、公園と爲す、東方は見沼の澤に臨み、園内泉清く樹老い、亭館の設備亦至れるを以て、遊人頗多し。（園中に往々太古の土器破片を發見す、謂ゆる貝塚土器の類とぞ）

神祇志料云、氷川神社は今大宮驛の高鼻鄉に在り、大社と云ふ、〔一宮巡詣記、熊耳文集、武藏演路〕之を武藏の一宮とす、〔一宮記、前太平記〕天平神護二年七月、神封三戸を寄奉り、〔新抄格勅符〕貞觀、元慶中、授位の事あり、〔三代實錄〕延喜式、名神大に列す、蓋大己貴命、素盞鳴尊、奇稻田姫を祀る、氷川社傳、神名帳頭注、一宮記、按に、神道集、武藏六所明神の條に、本社を三宮氷河大明神と云へり、巡詣記、大己貴命を本社とし、素盞鳴尊、奇稻田姫を奥院とする者、蓋社傳也、神名帳頭注、一宮記、並に素盞鳴尊と云ふ、亦據あり、日本書紀、古事記、舊事本紀、續日本紀等に據るに、無邪志國造は、出雲國造同族にして、其先天穗日命より出

づ、穂日命其實は素盞鳴尊の子なれば、天神の命を受けて、大己貴命の祭祀を掌る、本国を遣之と同じ故に、出雲の神を崇めて、祖先の神に仕へし事明かなり、且氷川は簸川に由あり、大社と云ふもの又[illegible]に異なる事なく、社説も此神を祭ると云ふときは、其大己貴命にして、國造の祀りし神なる事[illegible]著し、凡年十二月十日祭を行ふ、神主、物部、岩井、角井等の氏あり。[illegible]記云、氷川神社は、境内[illegible]て九畝歩、當國一之宮なり、或は日ふ、昔は特に大社にて、三千貫の社領ありしと、是は神主等が言を巧にし、[illegible]に昔の大社なることをまたせしならん、今も[illegible]、又書に、元亀三年、小田[illegible]より出したる[illegible]を削りし事は載せず、先規に任せ[illegible]、又天正十九年賜ひし朱印には、[illegible]にまかせて、[illegible]石の地を御寄附なされし由記せり、其後寛永五年、伊奈備前守忠次を奉行として、宮造営あり、慶長九年、社領二百石加増せられて、前に賜はり合せて三百石、内百二十五石は社頭修繕料、七十五石は神主三人、百石は社僧にて五ヶ寺にて配分すと云へり、寛文七年、阿部豊後守を奉行として、再び造営の事あり、昔は當社より[illegible]暦ありて、その頃[illegible]ことなりしけ、大宮北原の名主宮兵衛が先祖[illegible]氏なりしといへど、其証本をにせず、世に傳ふ、一年豆州三島暦と、武州大宮暦と閏月の違ひありて、北條氏政より安藤豊前守に命じて糺明せられしが、三島暦の方正きに極り、それより大宮の暦を停止せらると、これによれば其頃までは、猶暦を出したる事知らる、今北原に小名を暦[illegible]田と呼ぶ地あり。（[illegible]暦）

按に、大宮は近世[illegible]氏[illegible]、男體宮を[illegible]氏掌り、女體社を角井（駿河）氏掌り、[illegible]宮[illegible]、明白[illegible]、角井は

物部姓、二家に分れ、三神主と云へり。而も應永、明徳以来の古文書は、獨岩井神主の家に保存せられ、其應永二十年の文書に「氷川御宮々」と云へば、三社并立も久きことなり。又往時三氏の外に、内倉、氷川の二姓ありしと云ふ。近世は二姓絶え、岩井、角井、三[illegible]の下に禰宜三人、社役一人、巫女二人、掃除役一人、[illegible]衛が職ありて奉仕したり。

[illegible]云、大宮氷川社、[illegible]子は[illegible]宮を[illegible]て正面にあり、[illegible]大己貴命と云ふ、[illegible]に[illegible]命なりと證せられし由傳ふれど、恐くは大己貴命なるべし、按當所三社の次第について、昔より異論あり、或は當社大己貴[illegible]にして、男體を傳は彼父母の説なれど、擴座に祀[illegible]ものといふ、或は云ふしかはあらず、男體素盞鳴尊本體にして、[illegible]子は火[illegible]命を祀りて、大己貴合にはあらず、[illegible]子と大體は攝社なりと、此事爭論決しがたくして、元禄十三年、遂に公許とて、同き九月、寺社奉行[illegible]守、永井伊賀守、井上大和守等が判にて、甲乙の次第あるべからず、且神主の次序は宗替となして、[illegible]の[illegible]を以て、此後は三社同格との[illegible]古を以て定むべしとの下知ありしとなり、されば今社傳等皆區々にして、何れを正しと定めがたけれど、寛文年中再建の棟札、[illegible]子社に納め置かるゝによれば、これを本體とすべきにや。

[illegible] 捌[illegible]殿 [illegible]
[illegible]八月十日 （花押）
[illegible]、大藏國一宮大宮司[illegible]、御[illegible]
[illegible]人、[illegible]安[illegible]、潮田出相目安、遂糺明了、
於宮山、[illegible]之用、所剪伐木、於自今以後者、
潮田相去、[illegible]、可剪之、大宮之事者、於武
州一宮[illegible]、社[illegible]候間、萬事法儀嚴重之沙汰尤候、[illegible]
[illegible]、[illegible]、木不可剪事、

一御手山之事、潮田出羽守任奇文、猶於左馬允も、可寄進旨、成下知候事、
右領主之儀に候間、潮田左馬允と、能々相談、追日當社修理祭禮以下、不可有怠慢旨、依仰狀如件、
天正二年甲戌六月廿一日、評定衆[illegible]由左衛門尉保

今針ヶ谷、北袋、本太、領家、駒場等をも合して、木崎村と云ふ、大宮と浦和の中間に居り、東は三室村に接する。

木崎

（針谷）

[illegible]記云、木崎村は江戸より行程六里半、高鼻庄に屬す、潮田氏の舊に、潮田出羽守、武州大宮、浦和、木崎領を賜ふ、と云ふとあり、高鼻明神社、祭神猿田彦命とぞ、針ヶ谷より大宮驛に入る間、往還の左右に並木あり、其間を氷川原といへり、武枝名寄、武蔵國の部に、氷川原とのせ、「[illegible]中[illegible]を引き[illegible]月の光はさやけくて氷川原に水も流れず」此歌によりて思ふに、こゝは川原と云ふ所、今當國にきこえず、もしその實はヒ川ハラと唱ふべき者を、コホリ[illegible]ハラと讀みしにや。

三室

今三室村と云ひ、道祖土を併す、木崎の東にて、見沼の沼地を北東二面に帯びたり。大宮より二里、大門村へ一里。三室とは即古語神林の謂にして、氷川女躰社あり、此神は延喜式足立郡多氣比賣神社なるべし、蓋氷川神大己貴命の妃、多氣稲田姫を祭る所とす。

氷川女躰宮

三室村の東、見沼に臨める岡上に在りて、形勝佳し、舊別當を文殊院といへり。[illegible]記云、三室村の女體社、社料五十石の御朱印は、天正十九年賜ふ、古へは社地より廿四五町程隔てゝ大なる沼あり、其内に神輿を置て舟に祭れり、其沼の内を享保十三年、伊澤彌惣兵衛[illegible]り、水田となし、後は社地の前新田の中、五十間許り築き出せし地にて、祭祀を行へり、今此社をもて、神職及び土人等は、當國一の宮と稱すれど、一の宮は大宮宿氷川明神なることは、古書にも載せ、[illegible]

も思はれず、況んや當社にはさせる舊記もなく、又文珠院所藏の大般若經、其餘の古文書、正保の國圖等、悉く女體權現とのせたれば、一宮ならんと云ふは、附會なること論をまたず、石階を下れば三沼代用水の流あり、ここより望めば左右山丘なれど、其内に眼も及ばぬ迄水田うちひらけ、姑らく畫中の觀をなせり、神主武笠外記、佐伯姓なり、先祖は天正十八年、岩槻へ籠城して討死せりと、北條家よりの文書二通を藏せり、大永四年と元龜元年のものなり、別當文珠院は天台宗、（社の西方千丁許を隔てたり）其佛堂の中に、大般若經を收む、書寫及び印行せしも交り、部帙も雜亂せり、本に「女體大明神金剛佛子性尊、元弘三年書寫畢、野本丹後守」、「天文二十三年、本願法印玉林坊、筆者大牧左京、仙波住僧」「弘治三年、本願玉仙波玉林坊」などあり、野本は武藏七黨の後裔にて、東鑑にも野本能登守元時、同次郎行時など見ゆ、又成田氏家士の内野本右近見ゆれば、丹後守は是等の後裔なるべきか、猶北企郡野本村の條合せ見るべし、又中尾村に修驗玉休院あり、此に小田原北條氏に附屬せし時の判物等の文書ありて、古き修驗なれば、彼等が先祖なるも知るべからず、大牧左京は近村大牧をもて在名とせしものなるべし、とも角も貴き經卷なることは論なし。

一背之御印判如之旨、竹木剪取事、
一理領不可有異儀、并諸役者可爲如先規證文、若違犯之族有之者、爲先證文、可捧目安事、
右定所如件、元龜三年十月廿八日、海保入道、奉之、
三室女體宮神主

中尾（ナカヲ）　今大牧（オホマキ）（大間木にも作る）と合せ、尾間木村と云ふ、三室の南に隣り、三沼の西とす。○新記云、中尾玉林院は本山派の修驗なり、昔黒珍といへる僧、延暦九年開きしよし傳ふれども、定かならず、當寺古へは玉林坊と云ひて、古文書にも見えたり、本尊は神變大菩薩にて長二尺許、天正年中御朱印十五石を附せらる。

御指出、足立、中尾之郷、
一大峰愛宕寺領之事、合五貫文、但永樂錢高辻、
右此所可然之様、御披露奉願候、仍如件、
卯月十九日（天正十九）　中尾玉林院（花押）
全阿彌殿（江戸徳川氏奉行）

大牧（オホマキ）　近世大間木と相分ちて二村なれど、元は一邑なるべし、中尾の東に隣り、見沼に臨めり。新田來開の時は、大牧と木曾呂の間に、大壩の締切を爲して、溜池を作れり。享保開墾の時、移住の新部落に命名して、下山口と云へるも此なり。

大田窪（オホタクボ）　今大谷口、大谷場等を合せ、谷田（ヤタ）村と云ふ、中尾の西南にして、浦和の東とす。永祿二年北條役帳に、下足立の大多窪一貫文千葉殿と仰せらる、又北條家の掟書あり。

右今度遂糺明、藪主と奉行、令出逢、自今以後、藪無退轉様に、纔へ〻所用之時、可剪定成之者也、向後大途御用に付而は、虎印判を請取、如彼文言剪、奉行に可渡、少も横合非分有之者、不及用捨、何時も可捧目安、藪主猥致伐は、可處罪科候、爲以岩付能之用所、自然爲可召仕候間、藪不斷絶様に、能々可致法度候、仍如件、
丁丑十月廿日（天正五）太田窪千葉分

浦和（ウラワ）　今浦和町、人口八千、中山道の一驛にして、東京を距る十三哩、明治維新の初め、浦和縣あり、此に在りしが、四年十一月、岩槻なる埼玉縣を浦和に轉じ、前號を變へて埼玉縣と稱し、爾來武州の一盛邑と爲る。

新記云、浦和宿は近世浦和領十三村の本村なり、古は浦和町共よべり、高鼻庄に屬す、江戸を距ること六里、民戸百餘、宿に宿驛を置かれし其初を詳にせず、連宿白幡村の小名に本宿と唱ふる所あり、ここは古へ宿驛のありし所なりと云ふ、何の頃にか其宿を現今の地に移されしと、されど當所にてはしか傳へざれば、正しき事を知らず、此宿に毎月二七の日市を立て、穀物或は木綿布の類を交易す、此市は古くより開けし事にて、天正十八年、淺野彈正少弼が出せる浦和市の制札あり

禁制　浦和市
一喧嘩口論之事、
一押賣押買狼藉之事、
一町入諸役、附國質郷質之事、
右如先々、市相立、可商賣者也、
天正十八年七月日　彈正少弼（花押）

玉藏院（ギヨクザウヰン）　新記云、玉藏院、眞言宗、關東十ヶ檀林の其一なり、寺領十石、此寺往古よりしばしば丙丁の災にかかりて、舊記を失ひたれば、開山等總て詳ならず、中興開山は僧印融なり、此僧は世に聞えたる高德の人にて、本朝高僧傳にものせたり。

埼玉縣廳（サイタマ）　今浦和町の内、鹿島臺（玉藏院の西）に在り、武州の九郡を管帶し、人口約百三十萬。

埼玉縣治一斑云、本縣は明治四年十一月、武藏國埼玉郡岩槻に置かれ、埼玉郡及び足立、葛飾二郡の内、舊浦和、舊忍、舊岩槻の三縣、及び小菅、葛飾、古河、前橋、佐倉、下妻、足利、龍崎、土浦、下館の附隸地を併せ、舊石高凡四十八萬千石を管轄せらる、而も實地點檢に及び、岩槻は施政に便宜を欠き、廳舍に障害あるを以て、今の治所、北足立郡浦和宿に在る、舊浦和縣廳地に移置し、其廢舍を用て以て埼玉縣と爲す、八年八月更に下總國葛飾郡の内四十三村、舊石高凡二萬二千石を屬せらる、今の中葛飾郡是也、翌九年八月、本縣に併するに熊谷縣の十一郡、舊石高凡四十萬七千石を以てせらる、十二年三

月に至り管内に郡制施行を布かる。

調神社（ツキ）　浦和町の南側、街路の東に在り、此辺は昔岸村と云へり。本街路に合し、調神社は浦和の南なる岸村に在りて、三十三夜待といふとあり、是也。○新記云、調神社は延喜式神名帳七座の一にて、今足立郡調神社と号する者とぞ、されど祭神等すべて詳ならず、土人の説に此辺の事跡を記せしものに、當社は月の神、今稲荷合殿にて之を祭る所にして、[illegible]年[illegible]月、[illegible]一色大輔[illegible]と云ふ人[illegible]して、[illegible]田[illegible]邑を開せしなど成たれど、此一色[illegible]に見なし、當社には近き頃まで月[illegible]を祀りしとのみ傳[illegible]、調の字の調月に同じければ、後世月待の宮として、[illegible]を取んがために、かく[illegible]になるべし、今[illegible]するに、當社の[illegible]調神社の名を[illegible]しき[illegible]に、日[illegible]する[illegible]、古を[illegible]には足らざれど、社地のさま[illegible]、古[illegible]、今は[illegible]これるを見れば、[illegible]も調の社といへば、[illegible]は古に[illegible]あるべし。接に隣路辺に、浦和は昔浦川[illegible]、調神社に[illegible]、[illegible]の神にて、其[illegible]なり、[illegible]其[illegible]を集り[illegible]故に、この名[illegible]るべし、[illegible]に、[illegible]公園に[illegible]されたり、萬葉集に[illegible]、浦和わたりの[illegible]、[illegible]に、うらわ[illegible]、[illegible]すべて事實なりへり、[illegible]に「調社、[illegible]」と[illegible]、[illegible]、調連、[illegible]の人々多く見ゆ、[illegible]の世にも[illegible]祭れるにや。

白幡（シラハタ）　今別所、根岸、文藏（ブンゾウ）、辻村、沼影等を合せ、六辻（ムツ）村と改む、浦和町の南部なり。其中山道の東路に[illegible]坂といふは、[illegible]にあらねど、南方に[illegible]、戸田、荒川一帯の低野を[illegible]下し、[illegible]界[illegible]し、[illegible]郡[illegible]と相對す）[illegible]十六[illegible]、低野は[illegible]乃[illegible]の界線を保つ、一名浦和[illegible]、浦和の名も[illegible]より起れること[illegible]。新記云、[illegible]岸[illegible]、[illegible]なり、其内に[illegible]、古[illegible]より[illegible]、後に[illegible]、接に[illegible]、飯[illegible]中[illegible]せる[illegible]る坂を、浦和[illegible]といふ、[illegible]この中あり、[illegible]のおほします[illegible]となり

（浦和誌）

文藏（ブンザウ）　今六辻村の大字なり　[illegible]一人[illegible]して[illegible]なる古[illegible]中、[illegible]川町[illegible]中、すくいかなる[illegible]の[illegible]にも、見立[illegible]州、[illegible]十[illegible]日[illegible]

[illegible]より出せし[illegible]なるべし、[illegible]村[illegible]等の[illegible]に、[illegible]二階堂右衛門督[illegible]、[illegible]十八年、小田原落城後、[illegible]たるによりて、文藏村に[illegible]自[illegible]せりとて、[illegible]記、芝村長德寺[illegible]、二階堂[illegible]なれば、[illegible]の上[illegible]なり

芝村（シバ）　今芝村と云ふ、[illegible]し、浦和を去る凡一里、[illegible]野[illegible]田の中に、八幡山、長德寺山の二丘陵[illegible]

長德寺（チヤウトク）起す　[illegible]記云、芝村長德寺は、[illegible]、大[illegible]山と號す、[illegible]十七年、[illegible]十石、及び八幡[illegible]十五石、[illegible]十石[illegible]七十五石を賜ふ、[illegible]に云、[illegible]に[illegible]、其寺の僧[illegible]を開山とし、已は二世に居る、秀田に二階堂[illegible]の苗裔にして、寛永十四年寂せりと、今按ずるに、文藏村の天正年中大田十郎氏房の文書に、文藏二階堂[illegible]中とあり、文融[illegible]寺は、二階堂右衛門督[illegible]の開基なり、是等に據るに、古より二階堂氏此邊を領せしかば、其一族（佐々木某）の子[illegible]となり當山を開きしと云ふも據ありとすべし、中興開山龍[illegible]は[illegible]松と云ふ、下野國足利鑁阿寺を[illegible]して、しばしば[illegible]に[illegible]、東照宮及び台徳院[illegible]しに[illegible]、又[illegible]とす、或は[illegible]などさせ[illegible]、當寺へ[illegible]せたまひしことも[illegible]、或は古卜などを御前にて[illegible]ありと云ふ、寺寶[illegible]目記一巻、[illegible]長、元和、寛永の間、當寺に[illegible]ること[illegible]記せり、[illegible]の日記なり、[illegible]八巻あ[illegible]

蕨　今蕨町と云ふ、[illegible]、浦和の南一里、荒川戸田[illegible]の北一里、[illegible]二里半、中山道の小驛とす[illegible]、[illegible]より[illegible]、[illegible]及び千住の一宿は、地[illegible]には[illegible]として、入間川の洪水、歳時之に[illegible]へしに倒たり

[illegible]記云、[illegible]、南北朝の頃、[illegible]川左衛門佐[illegible]居住せしことは、土人も云傳へ、又其[illegible]の記録にも見えたり、其より[illegible]て、天正の頃まで[illegible]と呼び、又[illegible]、[illegible]左衛門佐義行、此地に[illegible]して、[illegible]左衛門と[illegible]、[illegible]代々[illegible]て住すと、[illegible]を見るに、[illegible]内[illegible]の二男、[illegible]川少輔二郎[illegible]より四代、[illegible]大輔[illegible]、建武二年七月、中先代亂の時、[illegible]に於て討死、[illegible]の孫、中務大輔義[illegible]、後に[illegible]と[illegible]す、其子[illegible]、其子義[illegible]二代の九州の探題たり、[illegible]の二男右兵衛佐義[illegible]、其

右衛門佐義光とあり、たゞし割系に異同あれば、其得失を知らず、鎌倉大草紙に、澁川左衛門佐義行、武藏の國司にて、足立郡蕨と云所を取立居城として、代々この所を知行す、又長祿元年六月、義行が孫、澁川左衛門佐義鏡大將として、武藏國に下ると云々、此義行は永和元年歳二十八にして卒せり、將軍[illegible]常の舍弟なりと、南方紀傳に出でたり、是によれば、上人の傳へ由なしとせず、下總國平賀村本土寺過去帳に「大永六年六月日、武州蕨自落城、此伊勢守氏綱の家風なり」と載せたり、此頃までは、澁川氏の居城なりし事知らる、伊勢守とは小田原北條殿の舊氏號伊勢なれば、かくも記せるならん、又常陸國茨城郡岸澤文書に、伊阿彌より岸澤右京亮へ與へし者、蕨左衛門佐殿の名を載す、是れ在名を稱へし澁川氏のことにや、されど其年代詳ならず、前に云ふ大永六年落城以前のことか、又思ふに、村内寶樹院の位牌に、澁川左衛門、永祿十年卒し、其子與次一郎、天正十[illegible]年、同十九年に卒せし由、法名を載せたれば、大永落城の後、猶一族此邊に住せしなるべし。

大里郷

和名抄〔高山寺本〕足立郡大里郷。（今詳ならずと雖、蕨、笹目、川口の邊に、古郷の擬定すべきなし、大里と云ふは或はここにあらずや。）

笹目

今上笹目は美谷本村と改め、下笹目は東笹目村と云ふ、蕨町の西にして、荒川に縁り、堤防を以て暴溢に備ふ。美谷本とは美女木、内谷、曲本の三村を合同したる際に、命名せるなり。

美女木八幡宮

蕨町の西一里、笹目郷の惣鎭守と稱し、近世社領十六石、往時鎌倉鶴岡祠の神封なりければ、之を置かれしなり。鶴岡文書、建武二年、足利尊氏の狀に「當進武藏國笹目郷」云々、天文六年、北條氏綱の狀に「社先規、武州足立部佐々目郷」云々とある是也。〇新記云、美女木八幡、大鐘一口、徑二尺九寸餘、長三尺許の古鐘なり、往古下笹目村最勝寺の池中より出、龍宮より献りしものなりといへど、もより妄誕の說にして、撞座龍頭のさま等、近江三井寺の鐘に似たり。

戸田

近世中山道の荒川の津は、戸田と志村（豐島郡）との間にありければ、戸田渡といへり、近年架橋す、川口、岩淵の渡の上游一里半。今新曾を合せ、戸田村と云ふ、蕨町の南に隣る、新記云、戸田の桃井が屋敷跡は、村の坤の方にあり、桃井播磨守居住せし邸跡なり、故に主人戸田の御所と呼べりと、こゝに稻荷の祠あり、これを御屋敷稻荷と呼ぶ、今世に傳ふる桃井家譜には、其祖先は足利義兼の四男、遠江守義胤なり、此人初て氏を桃井と號す、播磨守直常は則義胤が子、孫六郎貞頼（或は直賴に作る）が子にして、宮方に屬し、貞治五年越中國にて討死せり、此人南朝北朝戰爭の頃、武名を顯せし事は、太平記、南方紀傳等にも見えたり、後のこと系圖に載せざれば、今より考ふべからず、思ふに父直常打死の後、子中務少輔直和、此地に潜居したるか、村内の多福院、海禪寺、共に直和の開基と傳ふ、過去帳に天正年中迄、桃井氏あり。〇今按、戸田に桃井氏の居れりと云ふは、古書に徴見する所なし、疑ふべし。下戸田に土中發掘の板碑七基ありて、康暦、永享、永正、天文、慶長等の銘あり、天文三には妙雙禪尼、永正二には逆修道圓禪門とあり。

新曾（妙顯寺）

今戸田村へ合す、妙顯寺あり、近世寺領十八石、寺寶子安曼荼羅は、開山日法の附與せられし者とぞ、新記云、妙顯寺曼荼羅は日蓮の筆蹟にて、文永八年、新田五郎時光入道日法に授けたりと、されど紙上現に「弘安三年十月、沙彌日徳授與之」とあれば、前說非なり。

横曾根

今横曾根村は浮間、飯塚をも合せたり、戸田の東に隣り、堤防を以て荒川の漲水に備ふ。浮間は堤外に在りて、潤島に似たり。

川口

今川口町、人口五千、荒川の北岸にして、芝川の交會西岸に在り、豐島郡王子岩淵より鳩谷、岩槻に向ふ驛路にあたり、小邑なれど、古來著名なり、蕨へ一里半、鐵道は對岸岩淵の赤羽停車場あるを以て、川口に其便を缺く。近世此地に鑄鐵工の世家數戸ありて、江戸及び近國まで其造器を輸出し、川口鍋川口釜の名あり、今に其業を失はず。新記云、川口町は豐島郡岩淵町と、荒川を隔てて相望み、民家大抵軒を連ね、三百家中に鑄物を業とする者十四戸、鐵釜、鐵鍋、鐵瓶、花活の類を製作して、江戸へ鬻ぐ、近き頃は其業精巧を窮め、茶事に用ゆる爐釜、銚子の類に至るまで製造す、上品の物多しと云ふ、又古は毎月五十の日市ありしが、次第に衰へて、今は十二月のみ、二十五日、晦日の兩日市立て交易あり、此地古は、小河口と號せりと、されば義經記に、義經奧州より出給ふ所に「むろの八島をよそに見て、むさしの國足立の郡こかは口につき給ふ、御曹子の御勢八十五騎にぞなりにける」と見えたるは、當所のことなりと云へり、さも有らんには、舊く聞えし地名なり、さて川口町と改めしは、元和八年、台徳院殿日光參詣の時なりとぞ、錫杖寺、寛永十八年の鐘銘、及び正保の改にも川口と記したれば、げに其頃のことにや、それより後のものにも、たまたま小河口と書しものあれど、是等は好古のわざなれば、證とはしがたし。

善光寺

川口寺と云ひ、寺說に、建久年中、僧定尊、信州善光寺の本尊に模して、佛像建寺せりと云ふ。されど、一書に、定尊開創の說は、元文年中、中興一容の時より、巧みに言ひ出たる者と論破す。〇天正十八年日記云、川口の御寺より、もち來る。按注、御寺とは、今の善光寺ならん。

青木

川口町の北にして、今前川をも合せて、青木村と云

ふ、芝川の西緣なり。

芝川

源は上尾楠川郷の野水にして、見沼新田に入り、初めて溝渠と爲る、即代用水堀と並行して、東南に下り、川口町の東に至り、荒川に歸す、長七八里もあらん。其大宮町の東なる大宮河岸以下は、冬時代用水を注入して、通船運漕の利をも兼收す、大宮河岸より川口まで五里、[illegible]享保中の[illegible]以後の事とす。

新記云、芝川は川口にて荒川に入る、享保十六年、井澤彌惣兵衛はかりて、此落口に門樋を伏せ、荒川の逆水を止めたり、後同和年中通船の免許ありし時も、用水をかくる頃は、三月朔日より八月晦日まで、障なしとて通船なかりしが、安永六年の洪水に流失して、後は御普請なし、されば今は四時共に通船あり、故に動もすれば逆水に苦むと云ふ、川幅八間、こゝも高さ六尺の堤あり、何れも御普請場なり。○武江年表云、享保十五庚戌年、見沼に新田を開かる、去る戊申年、下總國手賀沼を新田に開かれし頃、高田茂右衛門[illegible]といふ者、其選にあつかり、其功を全くせしが、今年も亦台命ありて、弟鈴木文平胤秀と倶に、此事を司り、各々の功を立たり、其頃見沼の新川に船を通ぜん事を望みしかば、免し給ひ、享保十六年、足立、埼玉の二郡の内にて、六所の地を給ひ、江戸神田川の邊にも揚場を給ひて、見沼川運漕に[illegible]せられたり。

見沼新田

享保中見沼を開きて新田と爲す、即右邊の諸村の境界に分屬せしめて、皆[illegible]新田と云へり。正保、元祿、國圖[illegible]を[illegible]、見沼[illegible]管呂との間なる附島、下山口、[illegible]に[illegible]、上は[illegible]に分れ、其東北は大谷、風渡野に達し、西北は下野原市まで及ばし、大約長四里、横幅三町、乃至十町、積年水を滿へて春夏の漲溢に供せり、（地盤は附島に於て[illegible]五米突、原市の西に於ては十米突に達す）井澤氏地利の未盡さざるを見て、其流末の[illegible]には、別に稻根用より溝路（代用水）を通し、古溜池を開きて新田となす、享保十五年の事とす、[illegible]路に[illegible]より東西[illegible]と[illegible]、又排水路を中央に穿ちて、芝川と名つけたり。見沼は又三沼に作り、古喜水川明社の御手洗池と云ふ。○南畝公言行錄云、賴宣公江戸にて鷹場へ[illegible]、[illegible]池に、富士山の影うつりけるを見給ひて、[illegible]も見るみ[illegible]の池に影うつる富士の[illegible]の[illegible]。

見沼代用水、[illegible]郡に[illegible]、[illegible]記云、見沼代用水は、近世足立郡中の村々、及[illegible]郡の中、すべて二百四十七村、凡十三萬石餘の水田に注ぐ用水なり、古は埼玉郡に黑沼、[illegible]、足立郡に見沼、[illegible]沼等の沼池あり、用水を取りしが、享保十二年、是等の池を埋みて[illegible]せられしより、其用水[illegible]すり、此水は[illegible]郡の蓬田村にて、[illegible]て引來り、本郡大[illegible]村に至り、[illegible]、[illegible]郡の[illegible]の用水と[illegible]、[illegible]に分ちそゝぐ。又云、昔見沼池を埋めされし頃は、東邊[illegible]の[illegible]は、昔彼池水を引て、用水とせり、其頃芝川はこの用水の餘水を注ぎ入れし[illegible]に、俗に[illegible]堀と云ふものなりしが、享保十三年、見沼池を埋みて新田を開かるゝに至て、此堀[illegible]、池水を[illegible]通し、川幅八間となせり、それより[illegible]水[illegible]なくして、見沼新田の中を流れ、[illegible]、見沼中[illegible]、又[illegible]にて中落とも[illegible]、[illegible]、通船すべき[illegible]、[illegible]里にして、[illegible]の間に[illegible]に入る、[illegible]冬に至れば、見沼代用水も其用なければ、[illegible]田に[illegible]、[illegible]を芝川に[illegible]、江戸への運漕に便し、[illegible]の事[illegible]、同和年間より[illegible]まりしとなり。

大和田

今砂村、南村、及び三沼の西緣なる今羽、土呂等と合同して、大砂土村と改む。加茂宮、大宮の東にして、三沼に緣れり。○新記云、大和田村は岩槻太田氏の臣、伊達與兵衛房實が領せし地なりと、御打入の後、今も其子孫が知る所なり、○小田原記、天正十八年岩槻城攻の條に、守る大將伊達を始め降參し、城を渡しけると、云々、かくの如く見ゆれば、伊達與兵衛御味方に降りてのち、舊領によりて、再びこの地を賜はりしなるべし。

深作

今春岡村と云ふ、大和田の東に、瓦葺（原市）の東南にして、綾瀬川の西岸に當る。其岸下に沼あり、鶴卷沼の名あり、岩槻町の西半里（見沼東緣用水は深作の西を通過す）

風渡野

今風渡野村と云ふ、猿谷戸、大谷などと相接し、深作の南、片柳の北にして、三沼東緣用水の西方に在り。風渡野は正保圖に野字なし、一說、[illegible]の郷名[illegible]を之に擬すり。○新記云、風渡野に[illegible]あり、慶長年中、社領二十三石の朱印を給せらる、近回、此邊の諸村を南部領と總稱せり。

膝子

今膝子村と云ふ、風渡野の東南にして、見沼東緣用水と綾瀬川の間なる高土に在り。膝子沼は南埼玉郡の横根沼と相接し、綾瀬川の淤溜する所とす、

片柳

今片柳村と云ひ、新井、染谷、御蔵、中川、上山口などを合併す。大和田、風渡野の南にして、三室、[illegible]田を隔てて、三室に對す。○新記云、片柳村は太田庄ともいひしよし、岩槻文書、建武中のものに片楊郷、足立郡とあるは、此のことなり。

野田

今野田村と云ふ、片柳の東にして、三沼の東支と、綾瀬川の間に岡陵を占む、即大門村と岩槻町との中間とも云ふべし。

新記云、野田の名は、中古よりきこえたり、信州高井郡井上の邑主、井上五郎盛長、文治五年戰死、其子貞親六歳にて出家し、後親鸞上人の門に入り、薙髮して名を西念と號し、後年武州足立郡野田に一宇を建立し、長命寺と號す、彼西念は正應四年示寂す、此寺建武の亂に破却せられし故、西念の故郷なるをもて、信州駒澤へ再び一宇を造立し、長命寺と號せりと云ふ、今その寺蹟なさへ傳ふることなし、されど野田村明照寺の傳記、觀應元年九月、將軍尊氏より軍功の賞として、野田中丸の地を春日八郎行元に宛行ふと云へば、かたがた古き村なること知らる、古碑三基、近き頃農民の宅地を掘しとき出たり、一は嘉元三年、一は嘉應、一は明德三年と彫れり。

大門（ダイモン）　今間宮、差間、北原等をも合せて大門村と云ふ、野田の南に接したり。大門を近世大門宿とも云ひ、小市街の狀を成す、これは延寶年中、傳右川（デンウ）を開通して、新綾瀨と命して、通船に供したるより、市街に準せられしならん。川口、鳩谷より岩槻、幸手に向ふ日光街道は之を過ぐ、鳩谷へ一里、岩槻へ二里半。

新記云、大門宿は正保圖に村と載す、宿と唱ふることは其後と知らる、新綾瀨川、東北の方を流る、此川は當所北の方にて綾瀨川を分流し、村内を貫き、南流して巽の方に至り、又綾瀨川に合す、これ江戶へ運送の爲め、延寶年中新に開く所と云ふ。○按に傳右川（デンウ）は膝子、野田の邊の惡水堀の末にして、大門の東河岸より、東北草加（サウカ）に至るまで、凡二里六町、綾瀨川へ歸す、舊稱傳右衛門堀。○家忠日記云、天正十九年、正月廿四日、忍より江戶へこし候、大門迄、廿五日、城へ出仕、廿六日、家中衆禮にあるき、うらはの宿迄歸候。

(傳右川)

戸塚（トツカ）　今戸塚村と云ひ、大門村の南東に隣る。○新記云、戸塚に舊址あり、天正年中、成田氏の旗下、小宮山彈正介忠孝といへる人の居跡とか、大門宿より地續の高場にして、松杉繁茂し、東南の方を望めば、近くは許多の水田うち開けて、遠くに綾瀨川を越て、越ケ谷の宿驛まで、一里に餘れる地を眼下に見やり、筑波山をも手にとる許のさま、ことにすぐれたる眺望なり、忠孝は成田家分限帳譜代の士の内に、小宮山彈正介忠孝、二百貫文の地を領せしよしに見えたり、此所その領地の内なるべし。

神戸（ガウド）　今根岸、道合（ミチアヒ）、木曾呂、石神（イシガミ）、新井宿、赤山などを合併して、神根村と改む、大門と鳩谷との間、見沼東緣用水の東なる岡野を占む。○神戸は古言郡家（コホド）と同しければ、本郡の郡家は大宮の邊地勢に合へり、此にもコホドの名あるは、疑惑なきにあらず。一書に神封の地かとあれど、神封(神戸)をコホトと云ふ例證なし、カンベ　カウベと混淆すべからず。

赤山（アカヤマ）　神戸の東にして、安行領家と接す、近世は此に伊奈氏の陣屋ありて、領名にも呼べり。○新記云、赤山は赤木郷にて、古名赤芝（アカシバ）也、伊奈筑後守忠政、元和四年卒してより、其弟半十郎忠治、關東郡代及び駿遠三の國々の御代官の命を蒙り、則赤芝領七千石を賜りて、後寬永六年の頃、赤芝山及び新井宿、安行村等の荒野を開き、陣屋を構へて、赤芝山を略し唱へて、赤山といひしと、今源長寺の傳に、半十郎忠治、元和四年赤山七千石を賜り、陣屋を構へ、かの寺を建立せしと、されば寬永六年より以前に、陣屋構へしも知るべからず、其後子孫右近將監忠尊まで、關東郡代の職を相續して江戶に住し、こゝには留守居の家人を置けり、然るに右近將監の時、寬政四年罪せられて、職を召上られ、所領を收められしにより、屋を破壞せらる。

(赤芝)

安行（アンギヤウ）　今安行村と云ひ、領家、慈林、原村、苗塚等を合併す、鳩谷町の西北なる岡野を占む。○新記云、安行とは昔中田安齋入道安行といふものが領せし地なるを以て、其名を取て村名とすと、安行領とも呼べり、岩槻太田家より、天正年中出せし文書に、安行の内慈林（ジリン）の村と見えたり、されば古はかの村の邊も當所に屬せしこと知るべし、慈林村藥師堂、々領三十石は、寬永十九年、安行村にて賜はり、領家、樋爪及び、當村の藥師を合せ、此邊の三藥師と稱せり。

(慈林)

發度鄕（ヘツト）　和名抄、足立郡發度鄕。○今鳩谷町の邊を云へるならん、即神戸、安行、野田、大門、谷古田などにわたる。

國邑志稿云、東鑑、寬元元年、鳩谷兵衛尉重元、就武藏國鳩谷地頭職事、先日出懸物、押書訖、云々とある鳩谷は、發度谷と云ふに同じ、即鳩谷の邊を古鄕とす。○新記云、發度を今の風渡野ならんとも云ひ、又埼玉郡發戸村かとも說けど、發戸は郡境を去ること三里餘なれば、足立郡内と想はれず、鳩谷を以て之に當つべし。

鳩谷（ハトガヤ）　今鳩ケ谷町、人口四千、浦和の東二里餘、近世江戶、岩淵より川口、鳩谷を經て岩槻、幸手に向ふを、日光街道と云へり。岩淵より一里半、岩槻へ四里半、見沼東緣用水、驛南を過ぎて、毛長堀川と云ふ。

新記云、鳩谷宿の北を浦寺（ウラデラ）村と云ふ、入間郡仙波喜多院に掛け置く、正安二年古鐘に、武藏國足立郡鳩井鄕箱崎（ハトガキ）山と彫たり。見浦寺地藏院の鐘と見ゆ、鳩ケ谷は古鳩井ともかけり、豐太閤秀吉の制札に、多東郡足立庄鳩ケ井村と見えたり、鳩ケ谷の名は古きことにして、東鑑、仁治四年三月の條に「被行臨時評定、鳩谷兵衛尉重元參、其砌有庭中言上事、是就武藏國足立郡内鳩谷地頭職事、先日出懸物、押書訖、緯已叫之上、可執申之由、雖之懇望、奉行人不許容、云々、有其沙汰、可被下問狀」云々、又建長八年六月、奥の大道夜討强盜蜂起して、旅人の煩をなすにより、彼路次の地頭等、警固すべき由被仰せられし條にも、鳩井兵衛尉跡と見ゆ、世下りて文明の頃は、滋野憲永と云ものゝ領せしにや、堯惠北國紀行に、文明

(浦寺)　(鳩井)

十八年七月七日に、鳩ヶ谷の里、[illegible]、
秋増穂一[illegible]日かは思ひし色の[illegible]
秋の夕暮、

今度、[illegible]八郎[illegible]中付、[illegible]
[illegible]、[illegible]可[illegible]、[illegible]
[illegible]、[illegible]
取[illegible]人、[illegible]、一[illegible]に[illegible]
聞、彼者に[illegible]、[illegible]、[illegible]
[illegible]、如太田[illegible]、[illegible]、可
申上旨被仰出者也、仍如件、

天正七年己卯六月廿日、[illegible]
鳩ヶ谷百姓、[illegible]

平柳（ヒラヤナギ）

鳩谷の南、芝川の[illegible]なる田野にて、[illegible]と
[illegible]、今[illegible]村、北[illegible]、其東
境は南足立[illegible]に[illegible]川と[illegible]、
領家（リヤウケ）、[illegible]（ミツワ）[illegible]、辻
[illegible]

人[illegible]、[illegible]
[illegible]、北[illegible]、[illegible]に
遺れり、[illegible]に北[illegible]、[illegible]洪
積層に屬し、沖積層に在ること少し。（此邊の地盤、大
約洪積[illegible]、[illegible]す

（郷元）

新記云、元郷村とは、平柳領十五村の[illegible]村なるが故なり、
故に[illegible]、[illegible]、
人平柳藏人、當村に居住して、此邊を領せしが、永祿七
年、下[illegible]にて討死せしとぞ、[illegible]、
[illegible]は[illegible]、此[illegible]の[illegible]と號す、其[illegible]
[illegible]、[illegible]院の藥師を合、
[illegible]、[illegible]
[illegible]、天[illegible]、[illegible]
代官[illegible]、[illegible]として[illegible]

十二月田（シハスダ）

延寶中の[illegible]、北は淺草[illegible]、隅田川、千住、
[illegible]、[illegible]、[illegible]まで四里、[illegible]、東[illegible]四里、
南北十餘里、大小名の[illegible]、[illegible]

今南平柳村の大字とす。○新記云、十二月田
村は、[illegible]十二月[illegible]、[illegible]田を植ゑさま
[illegible]、[illegible]、[illegible]
に[illegible]十[illegible]村と[illegible]、[illegible]

里村（サトムラ）

今南平柳の大字とす。
下足立里村之内、[illegible]、[illegible]存在、
[illegible]、[illegible]、[illegible]一百
[illegible]、[illegible]
[illegible]

谷古田（ヤコタ）

今新郷村の古名なり、鳩谷の東にして、峯村、
[illegible]大字あり。近[illegible]の谷古田領は
草加へもわたり、三十一村に分てり。
[illegible]、[illegible]の[illegible]、[illegible]
[illegible]、[illegible]
[illegible]、[illegible]
べし、今此領に屬する村に、谷古宇と稱する所あり、是
古の遺名[illegible]、[illegible]、谷[illegible]
[illegible]、谷古田と改め、今に
領名と[illegible]、八幡[illegible]、谷古田[illegible]とす、
峯村にあり、此邊古の矢古宇郷なれば、鶴岡社領たりし
頃、士人送拜のために、勸請せしなるべし、天正十九年、
[illegible]、[illegible]
[illegible]、[illegible]
郷村といふ所に、貝塚と稱して、蛤貝のから多く出づる
[illegible]、貝[illegible]、[illegible]
[illegible]、[illegible]、[illegible]て塗りた
[illegible]、[illegible]の名[illegible]

大竹（オホタケ）

今新郷村へ入る。○新記云、苗塚村（今安行村へ入
る）の苗塚、高さ一丈五尺、大さ一段許、又隣の大竹
村にもかく呼べる塚あり、當所の塚と相對しており、其
[illegible]、[illegible]
拔に、[illegible]、[illegible]と云ふ人見
[illegible]、[illegible]、[illegible]
[illegible]貝[illegible]郷村の[illegible]とす、[illegible]貝[illegible]に[illegible]して東貝
[illegible]と云[illegible]、貝[illegible]は一[illegible]に貝[illegible]多く、又村内に
[illegible]北[illegible]、[illegible]、[illegible]一丈[illegible]の松あり、さ
れば此邊[illegible]、[illegible]なるべしと、
[illegible]

草加（サウカ）

今草加村と云ふ、小市街を成し、人口五千、鳩谷
の東一里半、千住より粕壁往來の一驛にして、近
世[illegible]、[illegible]、地勢
最低下す。東武鐵道、千住へ六哩、粕壁（カスカベ）へ、十一哩。
[illegible]、[illegible]、谷古宇（ヤコウ）、[illegible]の九村を宿
[illegible]とし、これを合て草加[illegible]、[illegible]長十一年、
[illegible]、[illegible]、[illegible]、公[illegible]、開
えあげて、茅野を苅り沼を埋て開墾し、驛場となせり。
（谷古宇は[illegible]、[illegible]年、[illegible]八幡宮、武藏國矢
古宇[illegible]五十[illegible]、[illegible]八幡の事は谷
古田の條に詳にす。又草加の西北邊に、近世の新墾多し、
今稱して新田（シンデン）村と云ふ者是也。

（篠葉）（矢古宇）

谷塚（ヤツカ）

今谷塚村と云ふ、草加の南にして、毛長沼川を界て、
南足立[illegible]、[illegible]見沼[illegible]用水
[illegible]にして、[illegible]、[illegible]、[illegible]、綾
瀬[illegible]

[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]に傳
[illegible]、[illegible]、此[illegible]、
[illegible]、[illegible]、

戊子四月十八日（判） 松千代丸
[illegible]

南埼玉郡

南埼玉郡（ミナミサイタマ）　北埼玉郡に對し、古利根川を以て其北葛飾郡と相分つ、今南北十七方里、人口十五萬、六町　十六村、岩槻に治す　近世の八條領、越谷領、岩槻領、新方領、菖蒲領、騎西領等を總ふ。本郡平坦、溝渠縦横に通ず、卑濕の田、往々水害を免れず。

埼玉郡（サイタマ）　明治十二年、南北の二に分てり、和名抄、埼玉、佐伊太末と訓し五郷に分つ。往時利根の大水、郡の北方及び東方を流園して、上野國邑樂郡、下總國葛飾郡、（實は旧葛飾郡なる）と相限り、南方西方は荒川の本流ありて、足立郡と相分てり、後世古利根流派を變遷し、形勢頗ぶる革あり。又西北に接壤せる幡羅郡上奈、下奈の二郷は、中世夙く本郡に折入し、向川邊は近世の初めに至り、本郡に歸せること、其各條下に出だせり

埼玉は古書前玉にも作り、サキタマと唱ふ、万葉集には明に佐吉多萬と書す、其名義は詳ならねど、前玉神社、延喜式に見えたれば、其社號に出づ、されば幸魂の義なるべし。古事記に前玉比賣命あり、（延喜式、伊豆國賀茂郡佐伎多麻比賣命神社とあり）以て其語意を解くべし。前玉の名、始出は、萬葉集の作者に、埼玉郡上丁、藤原部等母麻呂あり、續紀に天平五年、埼玉郡、新羅人徳師等、男女五十三人、依請爲金姓、と見え、其後天平寶字二年に、歸化新羅僧三十二人、尼二人、男女四十人、移武藏國閑地、於是始置新羅郡」とあるは埼玉郡金姓新羅人と異なるべし　たれど、其事跡を知らず、中世には埼西郡と稱し、古字は前、崎、埼等通用せり。（風土記云、埼玉郡は和名抄、埼玉郷ありて、今も村名に遺る、これ當郡號の本づく所とす、又安閑紀に、武藏國造笠原直使主とあるは、本郡笠原村に住せしならん、其風聞の地なり、和名抄の郷名に見えず、其後に加へしたる古郡にはなり、古は小郡なりしにや、其西境の名、今庄名村名等に遺りしと覺ゆるもの三所、曾て葛飾郡杉戸宿の西北に當れる地にして、郡中新方領遺に東南には、倍く古い郡名の殘存せしと覺しきものなし、より て思ふに、當時當郡は足立郡の埴尭に屬する小郡にして、三方は皆入江に包まれてありしならん、万葉集に佐喜多方能津とよめる歌あり、この津といふは、今の沼の邊の港にて、利根川の落口なるべし、又古へ當國東山道に屬せし時は、上野國邑樂郡五箇村より利根川を渡り、本郡の西を經て下野國に達せしと云ふ、續日本紀に上野國新田驛より見たり、されば古は下野の境より開けし地にして、東の方入江の水引は、年を逐て開地出來て、まゝ池沼なども有りしかば、水路を開鑿し、次第に田額も増加せしなるべし、武藏國五年の條に、武藏國太田庄、堤修固云々」とあり、又寛喜二年、太田公文書、武藏國太田庄荒野、可新開等、其沙汰在之、尾藤左近入道々然、奉行之云々」此太田庄は本郡に屬する地なり、されば其荒野を開發し、或は水路を修理せられし事知るべし、中古以來大郡となりしかば、埼西、埼東の二郡に別ちしにや、埼西の唱あるか以て證とすべきに、埼東の唱もありしならん、今按、埼玉の津を足立郡の三沼に引きつけ置し、蓋利根の大河津にして、中世大河土御厨の名あるに思合すべし、又五箇村よりの驛路云々の說は、全く誤れり、原書に五箇驛と云ふは、五箇の驛亭の義にして、一驛名にあらず）近代正保改定の時は、郡の高二十三萬六千石餘なりしに、元禄に至ては三萬石餘の高を増加せり、享保年間笠原沼、黒沼等を開墾し、又沼代用水、葛西用水の水利を疏通し、若干の水田を開墾したれば、又高千餘石を増せり。

寄東郡（キトウ）　古書に見えず、所在、一古鐘に寄東の銘あるのみ、曰、埼玉、閒通の地名を知らず。

信濃國山神宮洪鐘銘曰、本勸修、武州寄東郡、太田庄、鷲宮別當、神宮寺之二、大才門申、十一月、云々

されど、東西の分域を詳にせず、太田庄、八條郷、潮江郷、鬼窪郷、皆埼西郡内なれば、寄東の分域狭少、疑ふべし。

埼西郡（キサイ）　或は騎西にも作り、私市と相混じたることあり、騎西の條を參考すべし。

由良氏古文書、治承五年十一月、源頼朝より新田大炊助義重に與へし下文に、埼西郡糯田郷、云々、又東鑑、元暦元年、本宮御厨云、令一處、在武藏國埼西、足立兩郡内、大河土御厨、云々、建保元年、大河戸郷厨内、八條郷、云々

其他散見の郷庄、埼西郡に係くる者最多く、埼金郡に渉る。駿州の駿河郡を駿東と云ひ、遠州の城飼郡を城東と云ひ、共に駿西、城西なかりし例を以て、之を推すに、是れ埼西ありて、埼東なく、改稱にして分稱ならざりしを知る。鷲宮の一古鐘に、寄東郡の銘あるも、恐らくは一時の濫稱ならん、稍信用を缺けり

常陸大寶八幡宮、嘉慶元年鐘銘、武藏國崎西縣、潮江宮、今重村、云々。高麗郡聖天院、應仁元年金口銘、崎西郡鬼窪郷、云々。忍城内、延徳二年古鐘銘、崎西郡、池上郷、云々。

正保國圖、崎玉に復し、崎西之に仍る

武州中崎西之内、自戸崎郷下之事、年行事職　可申付之由儀事候、仍證狀如件、

永正十一年甲戌七月一日　尊範（花押）

大岡坊

（大河戸）

此文書謂ふ所の戸島郷、今詳ならず、上中下の區分ありし歟。○新風土記云、東[illegible]、應永三年の條に、武藏國吉西、足立、南部内、大河土御厨とあり、今郡の東南の境を少く隔て、葛飾郡内に大河戸村あるは、地の接續して彼郡に入りしにや、又東鑑、建暦三年の條には、武藏國大河戸御厨内、八條郷と記す、今八條村は當郡の内なり○大河戸の御厨は、往古の田境、南部に跨りしなるべし、其本たる地はいづれに在りしか、詳ならず、今葛飾郡に大川戸村の名あるは、蓋渡津名に[illegible]、[illegible]其津の首岸にあたる[illegible]の[illegible]方(ニヒタカ)なる、往昔にては河戸と云へるならん、因りて考ふるに、萬葉の武藏國[illegible]、

（佐喜多萬津）

佐喜多萬(サキタマ)の津にをる舟の風をいたみ綱は絶ゆともことなたえそね、

とあるは埼玉の河津ならん、[illegible]大河戸なども其津の一なりと知らる、[illegible]、延徳元年二月の條に、大河戸大[illegible]行、及び其諸弟は清久、高柳、葛濱の各名を[illegible]たること見ゆ、其清久、高柳、葛濱、[illegible]の[illegible]名に倂合すれば、[illegible]を本として、足立郡へも[illegible]て、大河土の御厨の田園を置かれしこと、思ふに足る

奉寄[illegible]厨家、合一處、在[illegible]國[illegible]西、足立、南部内、大河土御厨者　右件地、元相傳家領也、而平朝臣[illegible]下之日、所押領也、而今[illegible]公私[illegible]、在寄[illegible]、爲令神宮御領[illegible]、令[illegible]長日[illegible]、[illegible]年[illegible]極神主光親　所請[illegible]下[illegible]、依有[illegible]、[illegible]所、令知行也、但於神領[illegible]者、不可有相違、[illegible]代、寄文如件、以寄、壽永三年[illegible]月[illegible]日、前右兵衛佐[illegible]

——◆◇◆——

八條(ハチデウ)

今八條村と云ふ、[illegible]、[illegible]谷領の東南三十五村を總べたり、[illegible]、[illegible]、元荒川の

諸水に關[illegible]せられ、其地は本郡の極南にあたる、卽東は北葛飾郡二合半領、南は葛西領(南葛飾郡)[illegible]領、北は[illegible]方領也、西は足立郡(北足立郡)[illegible]領、[illegible]神宮最中[illegible]にして、其田は汚下なり。[illegible]も八條數村は、古境の上に存し、[illegible]境には八條郷の名已に著はる、田[illegible]の間にも中世以前に在り(八條領、及び二合半領の[illegible]、[illegible]ずれば[illegible]可[illegible]武[illegible]草加へ一里、[illegible]谷へ二里、[illegible]田[illegible]葛飾郡へ一里半

[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]門武官[illegible]

上野[illegible]、[illegible]國大河戸[illegible]八條郷、[illegible]式部大夫[illegible]、八條氏[illegible]に[illegible]、[illegible]

[illegible]一[illegible]、[illegible]、[illegible]

[illegible]、六郷[illegible]、[illegible]に分かれて野[illegible]、[illegible]、北[illegible]、[illegible]、[illegible]、當國、[illegible]

多賀谷、大[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、須賀[illegible]、

八條、合[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]も今

野[illegible]の地名[illegible]、又[illegible]の中[illegible]、大[illegible]、[illegible]

[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]は後の[illegible]、

[illegible]、[illegible]、又[illegible]生[illegible]

[illegible]、武藏國[illegible]片[illegible]と、[illegible]と

[illegible]、[illegible]、[illegible]

[illegible]

[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、長

[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]

[illegible]、[illegible]田[illegible]、[illegible]、[illegible]

[illegible]、[illegible]、[illegible]田、[illegible]、[illegible]

[illegible]、[illegible]、[illegible]、一[illegible]

に入間郡[illegible]名に擬したれど、固より相異なり

新記云、八條村は八條領の本郷とする所にして、當國七黨系圖、野與黨の中に、八條五郎光平の名見ゆ、舊家者三郎兵衛、[illegible]川氏[illegible]、系圖、及び大内家より與へし感狀等數通を藏せり、[illegible]先[illegible]川掃部助盛重は、大内義弘、政弘等に仕へ、長門國大内郡三隅庄、其餘所々を采地とす、盛重が子三郎弘實、其子孫七郎重政、文龜元年豐前國馬岳合戰に、菅原[illegible]左衛門を討取りし功に依りて、周防國香川にて采地を頒賜す、其子掃部允稱重、大永三年石見國に戰死、其子彌七郎重長、重長が子三郎兵衛重久、初めて關東に來り、岩槻の北條氏に仕へ、天正十八年後城沒落の後當村に土着し[illegible]、八條與兵衛、塚上に祉を建つ、是八條が[illegible]實[illegible]符合せしも知るべからず、[illegible]塚上[illegible]、石槨の露れし[illegible]、古墳なること知らる

木曾根(キッソネ)

今[illegible](アタ)、伊勢野、二丁目などを合して、[illegible]止(ホドメ)と改む、八條の南にして、共に古利根川に臨めり　[illegible]村は[illegible]時[illegible](テア)瀨川の古利根(今は[illegible]に、中川と云ふ)に落合ひし所なる[illegible]、近世[illegible]村の西浮塚にて[illegible]瀨を二分し、又其古[illegible]瀨の一[illegible]、[illegible]、浮塚の間に葛西用水と定めず、昔伊[illegible]氏世[illegible]

馬場(ババ)

今大[illegible]、大曾根、浮塚等を合し、八[illegible]村と云ふ、二[illegible]八幡宮あればなり、馬場の名も[illegible]頭の馬埒に出でたり、[illegible]東部代[illegible])の治功に係る

木曾根、[illegible]の内に[illegible]り、[illegible]瀨川の[illegible]とす[illegible]瀨は大曾根に[illegible]、[illegible]有川、[illegible]落川[illegible]見[illegible]用水の末を合せ、浮塚(ウキッカ)に[illegible]り[illegible]し、[illegible]瀨川は南に下り[illegible]、[illegible]田用[illegible]入り、古[illegible]瀨は東に折れ、中川に[illegible]す、

大相模(オホサガミ)

今大相模村と云ふ、近世は八條領に屬し、西方東方、見田方、[illegible]條、千疋、別[illegible]等に分村したりと[illegible]、[illegible]大相模を[illegible]名に[illegible]、[illegible]八條の北にして、元荒川及び古利根の岸に接る、不動堂あり、越谷の東方

牛甲寺

新記云、上柳村字西方村に大聖寺あり、大聖寺不動尊の來由書にも武州の名なのす、且當國七党野與の系屬、八條金重、渋江氏等の人、多く此邊につゞきて、今も村名にのこれり、これば其系圖にのせたる大相模能高、及び能忠などいへれは、當所に住し在名を稱せしこと知るべし、かた〳〵以て其地なることは論なし、不動堂は相州大山不動尊を移せるものならん、僧侶の智果斜ならず、天正十八年東照宮御入國の時、大聖寺の住僧定傳といへるもの、高徳ありしに依り、寺領六十石を賜はり、慶長五年、下野小山御陣の砌、當地へ渡御あり、御陣の御願を懸られ、太刀を納めさせ給ひしとて、○大相模と越谷驛の間に、葛西、八條の二川水堀の堰を設けらる、即北埼玉郡より利根川を分流せる者、元荒川の河道に入り、此に至り又分れて、葛西、八條の二溝に導かるる也、瓦曾根溜井と稱せらる、

蒲生（ガマフ）　今蒲生村と云ふ、大相模の西南にして、綾瀨川に縁り、奥州路に係る、即草加と越谷との間とす、

（瓦曾根）大字瓦曾根（カハラゾネ）は、即瓦曾根溜井の由りて稱へらるる所也。○新記云、瓦曾根溜井は別に設けしにはあらず、元荒川の流れたる、村内にて築ち溜げ、幅八十間程、長さ六百八十間、其中に堰を設けて、水の差引をなす、堰より下は又元荒川の流末延亘し、後世築ち溜げたる所のみ溜のさまなれば、瓦曾根溜井と唱へ、人の知る所なり、これ即八條、谷古田、淵江、西葛西、四箇領の用水にして、岩槻、騎谷、新方三箇領の惡水をも此に落せり、依て七箇領組合へり、此用水は萬治四年成りて、末所上水、及び八條領用水となりしが、後末所上水やみてより、八條領のみの用水なりしか、享保三年、伊奈半左衛門、石川傳兵衛等奉りて、葛西用水疏鑿の時、古利根川の水を増林村にてせき分け、此溜井の助水となし、今の如く四箇領の用水となせり、河岸場は元荒川にあり、安永四年、村民等願上げて、運上の河岸場となせり、こゝより江戸まで船路九里餘。

越谷（コシガヤ）　今越谷町、人口三千五百、元荒川の南岸にして、大澤町と、橋を隔つるのみ、東武鐵道之を經由す即草加、蒲生より來り、粕壁、杉戸へ向ひ去る。

新記云、越ヶ谷宿は日光、及び奥州街道、江戸より行程六里、越ヶ谷町、大澤町の二ヶ所を合せて、宿とす、文祿の頃より、每月二七の日をもて市をなし、時用のものを交易す。○隨筆記程云、越谷驛、與大澤驛、中隔一水、日本荒川、東有櫟林、花時紅霞映天、都人往々畧帶來遊、管子曰、五沃之土、其宜櫻桃、今隴圃種桃、鬻其實、所獲亦贏於稼穡、然非地濱都會、舟用多而搬運便、則不至於此、請貨殖者、尤宜留意焉。

大澤（オホサハ）　今大澤町と云ふ、人口三千五百、越谷の北、一橋を以て相分つ

十符菅薦云、越谷に至る、川あり、わたれば大澤なり、西生寺といふ寺の前を、右の方に出れば、筑波山みゆ、歌垣のむかしおぼえ、誰が目にもつくばね近きなだのさなとめ、

このあたり、唯木の松のこの下道、いとこまかなる眞砂にて、四方の眺めもまたおもしろし、木戸公詩あり、

紅塵間斷路、旗影映青松、老納相扶助、山呼拜六龍。

新方（ニヒカタ）　近世の領名にして、越谷、大澤の北、粕壁に至る間を總べたり。今の増林、新方、櫻井、武里、及び大袋、川通等にあたる。即古利根と、元荒川との水脉を以て、區畫せられし地なり

大松（オホマツ）　今大吉、大杉、向畑、船渡等を合して新方村と改む。○新記云、大松村の清淨院、淨土宗、寺領十二石といへり、開山堅眞、寶徳元年寂す、當寺の東少許を隔て開山塚と云ふものあり、そこより堀出せし古碑に、嘉祿元年の文字見えたり。

増林（マシバヤシ）　今増林村と云ひ、増森、小林、中島、花田等を合併す、大澤の東にて、古利根、元荒川は此に於て相會す、又逆川（サカガハ）ありて、増林と大澤の間を流るれば、全く水に圍まれたり、又千間堀用水は、菅村(川通村)より新方領を灌漑し、小林の東に至り、古利根へ歸す、元荒川の分渠なり。○新記云、新方領大吉村、東は古利根川を限り、對岸葛飾郡松伏村なり、古利根川、幅六十間許、川岸に堤あり、堤上より望めば、増林村より河川二つに分れ、一は本流にて、一は葛西用水の方へ流る、水瀬には松伏領數村の桃樹、數千株打並び、花の頃は景色いとよし。

間久里（マクリ）　今平方（ヒラカタ）を合せて櫻井村と改む、大澤の北にして、驛路に係る。間久里の西南なる袋山、大林等は今大袋村と改稱す。又間久里の東なる船渡、川越、大吉等は古利根川に臨み、今新方村の稱を立てたり。

新記云、平方村に林西寺あり、淨土宗傳燈鎭系圖に、源蓮社然譽呑龍、大阿故信と號す、武州岩槻の人、井上氏にて、幼にして林西寺の笈辨に投じて剃染、即其寺に住し、其上、觀智國師に隨學し、後瀧山大善寺に移り、又上野國新田大光院に住し、元和九年八十餘歳にて示寂と載せたり、天正十九年、其五石の御朱印を賜はれり。

備後（ビンゴ）　今隣邊の小部落を合併して、武里（タケサト）村と云ふ、粕壁驛の南とす。元祿正保圖には、備後の西方、粕壁の南に大沼澤を載せたり。

（武里）**市野割**（イチノワリ）　今武里村の大字とす。○新記云、市野割村、香取社の鰐口に、新方庄一拔口と彫り、同社の縁起には、市野口と書せり、是は文字を替へ用ひしまでのことなるべけれど、今の如き唱へとなりしは、何の頃よりかことなりや、詳ならず、文祿元年、圓福寺の住僧祠晃が書せし縁起あり、當社は元新方領の惣鎭守にて、本地十一面觀音は行基の作なり、昔享祿三年、末太郎といへるもの、寺

(春日部)

異の寶[illegible]を崇り、[illegible]日を寄進せり、又平方村林西寺中興、[illegible]稲[illegible]立[illegible]せしに、其[illegible]ありしこと等を記す。

粕壁（カスカベ）　今粕壁町、人口六千、古利根川の南岸にあたり、奥州路の一驛亭なり、對岸は北葛飾郡八丁目（幸松村）とす。東武鐵道千住驛より十七哩、久喜へ七哩半。

御領所粕壁、如前々、諸役令免許畢、但大普請、並棟別之事者、如定可勤之、其外之役等有之間敷間、人を集打詮、繁昌可致者也、依如件、己丑三月廿四日（天正十七）圓阿彌、奉之

深井藤右衛門殿へ、粕壁百姓中、

粕壁新宿、任先例上は、早々自前々居住之者共相集、[illegible]定成候之様、職當に可致沙汰者也、

[illegible]九月十二日（慶長七）　岩槻[illegible]上高力、花押）

[illegible]書、[illegible]

新記云、昔方儀粕壁宿、古新田左中將の家臣なりし春日（カスガ）部治部少輔時賢、當所を領し居住せしに依り、此稱ありといへど、時賢の事、諸書に著見せざれば定かならず、岩槻城太田氏在邑の頃は、其家臣深井藤右衛門、佐枝若狭なと當所を領せり、民家八百八十餘、多くは街道に軒を連ね、宿驛及び諸[illegible]なもて生業を営く、毎月四九の日、市を立て諸品を鬻けり。○十箇管鶴云、粕壁の驛其むかし春日部氏の邑なり、春日部甲斐守實景は、三浦泰村に與して北條氏を亡さんとしたりけるに、事ならで死せるよし、東鑑に見えたり、[illegible]時賢こゝに住りし、新田義貞に隨ひ功ありしかば、[illegible]に任せられ、後名和長年と共に亡にけり、[illegible]より引つゞき、此里にかくれ住みて、岡根氏と云ふとぞ。○隨筆記習云、春日部、粕壁音相通、[illegible]、中略　春日部[illegible]、[illegible]正統記、增鏡、梅松論、太平記諸書、[illegible]、況其後、賞[illegible]田義貞、[illegible]、尚是利尊氏、[illegible]、[illegible]義貞[illegible]其下、悉[illegible]

(河賀垣)

奥州經過糟[illegible]村、秋風悪客不開[illegible]、一[illegible]一[illegible]地名在、[illegible]性對伶我屈原、　羅山

寛永廿年東めぐりて云、野木（ノギ）の里路にこがれ来て、[illegible]もろとも[illegible]、渡る我身の物憂さを、何時か幸手（サツテ）の里なれや、心のまゝに世の中を杉戸（スギト）の里と聞くからに、立寄る影の朝夕に、迷ふ我身に優しやな、今宵の宿を粕壁に、早越谷の里なれば、由ある人に草加なば、云々、

按、粕壁は東[illegible]に河賀垣（カスカイ）宿と云ふにあたり、又春日部に作る、寶治元年六月九日、於[illegible]、左衛門尉景頼、令[illegible]十嵐小[illegible]次郎、右衛門尉將泰、[illegible]力本村、改[illegible]約諾、[illegible]、去六日、到武藏國河賀垣宿、又二十二日、奥藏自[illegible]殺討[illegible]之名を載す、其内當國の人[illegible]左衛門尉、同十郎、春日部甲斐前司實景、[illegible]子息太郎、[illegible]次郎、同三郎、[illegible]谷四郎、[illegible]子息[illegible]四郎、同五郎、[illegible]六郎等なりとある[illegible]、[illegible]に[illegible]氏[illegible]に出でて、[illegible]名にも移りしならん。正平七年文書に、河須垣原とあるも、必定[illegible]地なり、[illegible]

隅田川（スミタ）　[illegible]、[illegible]、古利根と元荒川とを[illegible]、[illegible]形狀[illegible]々として存す、長さ凡二里許）是は古の武藏の[illegible]堺をなせしにやあらんと、[illegible]ある隅田川と同名なれど、今く[illegible]なし、又何の世までも水流なりしや詳ならず。

長宮（ナガ）　今[illegible]、[illegible]、[illegible]、元荒[illegible]

[illegible]の[illegible]にして、粕壁驛の南なり

新記云、長宮村、[illegible]、[illegible]の香取社[illegible]、[illegible]

[illegible]、[illegible]長宮[illegible]、[illegible]

[illegible]、[illegible]、須賀

村は[illegible]の[illegible]に[illegible]村と記[illegible]、[illegible]方

須賀村と[illegible]、又村[illegible]、[illegible]

[illegible]は、[illegible]方[illegible]須賀[illegible]、[illegible]須

賀の[illegible]

草原郷（カヤハラ）　和名抄、[illegible]原郷、訓加也波良。○今詳ならず、郡の南方なる新方領、越谷領、八條領の邊に郷の古[illegible]を缺く、そこにあらずや、或して疑を存ずるのみ。

元荒川（モトアラ）　大里郡久下村の邊に發し、北足立郡と北埼玉郡との分界をなしつつ、全く南埼玉の郡内を貫通し、東南に流れ、[illegible]瀬分間に至り、古利根川へ入る、長十三里。此河道は中[illegible]以前には、[illegible]荒川の[illegible]流にして、大里、播羅二郡の間より、足立、[illegible]の郡界をも分らしが、何の頃よりか、其の本流は大里郡[illegible]を[illegible]、入間川へ合湊しけるより、[illegible]の方[illegible]を[illegible]、其本源を抜かれて、僅に[illegible]を[illegible]、熊谷の堤内の野水猶涸れず、北[illegible]の[illegible]を存す。近世葛西用水、見沼用水等の[illegible]にあたり、多く元荒川の河道を用して、通[illegible]門[illegible]せり、殊に葛西用水は、柴山より越谷に至る七里間、全く元荒川の河道を流通す。

荻島（オギ）　今小曽川（コソガハ）、野島、[illegible]も合せて、荻島村といふ、元荒川と[illegible]との間にし、越谷驛の西北にあたる。

只今[illegible]に可[illegible]由申旨聞、[illegible]之内に、村江[illegible]守分[illegible]之[illegible]者也、永禄六年、癸亥、[illegible]廿九日、

小曽[illegible]小石郎殿、　[illegible]

末田（スエ）　荻島の南北にして、元荒川に[illegible]、[illegible]方須賀に對す、此村は今尾崎に合せ、[illegible]（ニヒワ）と改む、

今末田、[illegible]、[illegible]を合して[illegible]村（ニヒワ）と改む、

尾崎（ヲサキ）　[illegible]谷の西一里半、[illegible]は[illegible]に[illegible]、丘陵の端に[illegible]、尾[illegible]の名之に因ふ、すべて尾[illegible]西北は丘陵起伏すと[illegible]、東南は南足立、[illegible]、[illegible]合半領まで、一面の低野とす、岩槻一里半。

[illegible]に、方[illegible]に見えたる[illegible]と云ふも、岩槻の尾が崎

[illegible]と云ふは即ち[illegible]郷の儀なるべし。

岩槻（イハツキ）

今岩槻町、人口六千五百、戰國の際に太田氏の邑にして、城舘ありけるより、徳川幕府に至りても城あり、川越、古河と、相犄角して、江戸の近扼たりき。明治維新の際、城主版籍を奉還し、即埼玉縣を此に置き、諸郡を治めんとせしも果さず、縣舍を浦和に定め埼玉の縣號著に仍る。後岩槻には南埼玉郡の役所を置かる、浦和へ三里、粕壁へ二里。(舊幕の時、江戸より日光參詣の驛路は、王子、川口、岩槻より幸手、古河と次第したり)

(岩附) 岩槻は古書多く岩附（イハツキ）に作る、正保圖、元祿圖も亦然り、蓋岩附は城塁名にして、澁江（シブエ）郷に造立す、太田氏居邑の時より、岩附の名大に著れ、澁江の名微なり、近世は僅に城下町の一巷に澁江を存せり。(彌勒寺の鐘銘に、寛元四年埼玉郡鑁輪郷岩付とあるは疑ふべし、銘文の文體字句を玩味するに、後世淺人の僞造に出てし歟、鑁輪川と云ふが、埼玉足立の郡界なる由は、僞撰風土記に載せたり)

(澁江) 〇新記云、澁江は今岩槻の城下町の町名にて、大手外にあり、澁江口の名もあり、東鑑「建暦三年、武藏國大河戸御厨内八條郷、賜式部太夫重清、但地頭澁江五郎光衡者、如本所可安堵之由、所被仰下也」云々とあり、これによれば、舊くより澁江氏所領せしこと知らる、且澁江は野與黨より出て、澁江四郎經遠、同五郎光、同光茂など、是等當所より出し人ならん、嘉慶元年の鐘の銘にも、崎西縣澁江郷と載せたり。(岩松文書、弘安元年本領注文の中、武藏國澁江郷を收む、即此なるべし)又云、岩槻城の城下町は市宿口、諏訪小路口、日道口、林道口、田中口等、凡五ヶ所の門を置き、市宿町、久保宿町、澁江町、日過町、横町、新町、富士宿町、松道町、大工町、田中町、元代官町、元同心町、新曲輪町等の名あり、長祿年中、太田道灌當城を築きし後、所々の村民來り聚り、永祿三年正月、初めて市を開きしより、打續き今の如き繁榮の地となれりとぞ。

一上宿市に、下宿之諸商物、并他所より來る人馬、留置義、堅く令停止事、
一ふと物、ゆたん、上宿まつとう前にて可致賣買事、
一諸賣買、先々のことくたるへき事、
右定處、惣町肝煎中、立合、堅可致下知也、若背此旨輩有之者、代官より可申上者也、仍而如件、
慶長六辛巳年霜月朔日　高力河内守（花押）
岩付市宿肝煎中

羅山日光紀行云、岩槻城郭畔、有酒肆、松雲州之所置者也、其宅有花塢、有塀圃、栄花遶籬、芍藥滿欄、小路編木、長筧傳水、築小山、湛綠池、標茅屋于酒廊之後、云々。

岩槻城址（イハツキ）

今岩槻町の東にして、元荒川其東北の二面を繞る、城壘は田間の高丘を占めて島の如し。而も其島嶼塚池を圍むに、又丘陵を以てす、長十四丁、横八丁。是等城壘、及び市街をも籠めて、更に土封の圍あり。鎌倉大草紙に、長祿元年、太田氏江戸と岩付とに築くことを載せ、當時古河の公方成氏の軍を拒かんがために起せる塞とす。爾後連綿として、一方の鎭所と爲り、以て幕府の瓦解に至れり。新記云、岩槻城は江戸より九里、西南を首とし東北を尾とす、本丸、二丸、内外の郭、二つの櫓臺、七つの城門あり、本城のさまは、東北に元荒川の水流れ、東より南へ亘りては塹を設け、或は深田をもて要害にあつ、外郭に五ヶ所の門あり、其内諏訪小路口、松道口の門外は、市店連住し、其餘の門外は田間にして、城下町は其内にこもれり、郭外を廻れば凡二里に餘れり、此城のなりし始を尋ぬるに、長祿元年、太田入道々灌築きし處にして、其要害嚴石もて築きし如くなればとて、岩築城と名付と云ふ、されど當所彌勒寺へ、北條相模守重時が寄附せし、寛元四年の鐘銘に、武州埼玉郡鑁輪郷岩付と彫たれば、其唱もとより舊く、道灌當城を築きしより起ると云ふは後人の附會なるべし、太田美濃守資頼當城にありし時、家人澁井三郎、ひそかに北條氏綱に内應せしかば、大永五年、北條勢攻圍みしにより、城主資頼もふせぎかねて、二月六日に城落いれり、此時城兵三千餘人討死し、資頼は石戸へ引退く、其後享祿四年の九月、資頼再び軍勢を催し、當城を攻取り、又資頼が持城となれり、天文二年、其子信濃守資時に讓り、其身は世を遁る、資時もいく程もなく卒し、美濃守弟資正入道三樂この城を守り、しば〳〵北條氏康と戰ふ、其子大膳亮氏資に至り、父にそむきて氏康に屬す、三樂こゝにたまりかね、城を出て常州に趣き、佐竹義昭に客居す、氏資卒して子なければ、北條氏政の次男、十郎氏房に太田の氏を名のらせ、此城に居らしむ、天正十八年、大閤秀吉小田原攻の時、五月十九日、上方、三河の軍勢押寄せしが、城主氏房は小田原へ籠りければ、其家人伊達與兵衛、妹尾下總守、片岡源太左衛門等、日々を守りけるが、大手破れて二丸陷り、既に新曲輪の搦手も敵込入りける、伊達與兵衛は名に負ふ勇士なれと、時至り力盡き、櫓より笠を揭け降を乞ひて城を渡し、同き廿日退去したりければ、城は其まゝ寄手淺野長政の手に受取りて落居せり、御入國の時、高力河内守清長に賜ひ、同左近大夫忠房が時、慶長十四年、新に城郭殿舍を造營せり、高力氏三代當城の主たりしが、元和五年、遠州濱松へ移され、當城をば青山伯耆守忠俊に賜はり、同七年、故有て遠流せられ、阿部備中守正次に賜はり、五代を經て對馬守忠盛が時、延寶元年、所替ありて、當城は戸田山城守忠昌に賜ひ、天和三年松平伊賀守、元祿十年小笠原佐渡守、七年を經て永井伊賀守、寶暦六年大岡出雲守忠光に賜はりしより、引續き其子孫の居城なり

云々。

淨安寺（ジャウアンジ）岩槻に在り、[illegible]記云、淨安寺は寺領六十二石、當寺往昔は眞言宗なりしが、いつの頃にか廢せしを、永正二年、天譽了聞再興して淨土に改めたり、淨土傳燈總系譜曰、天譽上人、岩槻淨國寺開山、同[illegible]年増上寺に住し、第五世となり、又足立郡[illegible]村に於て[illegible]寺を建て、後所に退隱すと、天文年中、當寺の[illegible]、自在の[illegible]三十六[illegible]を製し、今も淨門にてはこれを用ゆ。

飯塚（イヒヅカ）今は岩槻町[illegible]、村國等と共に、黒谷、笹久保へ合せ、和土（ワド）村と改む、岩槻町の東南に散在する郊村とす。黒谷、笹久保は尾崎に接し、飯塚、村國、木曾良は元荒川に縁れり。

法華寺（ホッケ）今[illegible]宗[illegible]と稱す、開山[illegible]、寂年を傳へず、古き文書数通を藏せり、古地なることは論なけれど、總て其來由を失ふ。

[illegible]國法華寺、當[illegible]、彼開會衆、僧衆可存其旨者、[illegible]以[illegible]、

元弘三年十一月十二日　　八[illegible]（花押）

武藏國飯塚村法華寺住持[illegible]御中、寺領事、任下知旨之[illegible]、大河原又三郎、[illegible]坊之[illegible]、[illegible]

狀[illegible]建武元年十二月六日　　[illegible]（花押）

伊豆守[illegible]

飯塚之内、法華寺門前、諸公事、[illegible]棟別諸勸進、令停止畢、仍[illegible]

永禄九年[illegible]十一月十二日　　氏[illegible]（花押）

黒谷（クロヤ）今[illegible]

柏崎（カシハザキ）[illegible]も合せたり。横根（ヨコネ）沼は綾瀬川の淳溜する所にして、足立郡の膝子沼と相接す。（野與黨の一家に柏崎あり）

（横根）接、安閑紀なる當國横渟（ヨコヌ）屯倉の地、其擬定に艱む、横根は其語[illegible]、彼の沼[illegible]出でし名なるべく、うけがはる、もしくは彼古屯倉に干係する所ある歟。

加倉（カクラ）岩槻市宿町の西に接し、綾瀬川の東邊とす、今柏崎村へ合せらる。

淨國寺（ジャウコクジ）今柏崎村の加倉に在り[illegible]記云、淨國寺、淨土宗[illegible]十八檀林[illegible]一なり、[illegible]、當寺は開山[illegible]、[illegible]の草創[illegible]、[illegible]足立郡[illegible]寺に住せしが、太田十郎氏房[illegible]により、深く歸依し、清嚴退隱の[illegible]、當所にて寺地を與へしにより、天正十五年移りて起立せしと、[illegible]、[illegible]に見ゆ、本尊は[illegible]陀なり、何れも[illegible]阿彌の作にて、[illegible]記主禪師[illegible]く信仰ありて、[illegible]寂慧上人に讓り與[illegible]、則鎌倉[illegible]光明寺の本尊とせり、其後同寺三世定慧上人の時記主禪師の草創なるを以て、鴻巣勝願寺へ移して本尊とせしを、清嚴和尚又當寺の本尊とせし[illegible]

石。

平林寺（ヘイリンジ）岩槻の西北一里なる村名に[illegible]、今[illegible]、[illegible]馬込等を合同して、河合（カハヒ）村と改稱す、[illegible]、[illegible]林[illegible]書[illegible]、[illegible]、[illegible]國[illegible]、[illegible]大寺[illegible]、[illegible]田公、[illegible]、[illegible]之[illegible]、[illegible]有[illegible]、[illegible]、見[illegible]傳[illegible]者、[illegible]不[illegible]之[illegible]、今の新座郡野火止平林寺は、寛文年中にここより移したる者とす、されば其寺傳にも、永和元年、[illegible]林[illegible]王[illegible]寺を岩槻に草造し、石室[illegible]和尚を請して開山となすと、按に、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]和尚[illegible]、[illegible]之[illegible]、[illegible]、[illegible]、開[illegible]、[illegible]、[illegible]、安元年六月、[illegible]建[illegible]、[illegible]六年、[illegible]、[illegible]、永和元年、[illegible]建平林寺

於武州[illegible]、[illegible]開山始祖、康應元年九月、化于所住、春秋九十六、云云、天正の頃に至り、[illegible]住職たり、此禪師は北條の[illegible]越後守[illegible]なり、兄の越後守は永祿九年の秋、上總[illegible]の合戰に、太田源五郎氏資と共に討死せり、されば身は佛門に入りながら、[illegible]國の[illegible]にて、[illegible]たる北條家の文書あり、今も當寺に所藏せるは、此禪師へ贈りしなり。

今度上總[illegible]之[illegible]於[illegible]、太田源五郎（氏資）越度[illegible]令[illegible]、[illegible]方[illegible]、[illegible]之[illegible]不淺候、於氏政[illegible]候、[illegible]に彼[illegible]之[illegible]間、其方[illegible]門之[illegible]候、名字不可斷絶[illegible]、[illegible]下[illegible]、越後守[illegible]跡、可有相續候、[illegible]分可引立者也、仍如件、

永[illegible]十年丁卯九月十日　　氏政（花押）

安[illegible]守

金重（カネシゲ）今河合村の大字[illegible]、[illegible]寺の東隣なり、[illegible]、[illegible]、[illegible]考云、常陸國[illegible]、[illegible]八幡社、嘉慶元年[illegible]一武[illegible]國、[illegible]、[illegible]、金重村[illegible]云々、金重村は岩槻の西北にあり、此地[illegible]東に屬すべきに、[illegible]とあれば、此頃既に[illegible]を[illegible]せるもの歟。

箕輪（ミノワ）今河合村大字とす、彌勒寺におさる[illegible]四年の古鐘に、埼玉郡[illegible]岩付と[illegible]りたる[illegible]、岩付の條に云へり、又天正年中、成田氏家人の姓名をしるせしものに、箕輪[illegible]由[illegible]六十[illegible]文[illegible]名と見ゆ、[illegible]より出し人にや、又野與黨に[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]相通す。

蓮田（ハスダ）今綾瀬村と改む、岩槻の西北一里半にして、大宮[illegible]、[illegible]北[illegible]、[illegible]し、[illegible]、[illegible]の西南に[illegible]、[illegible]綾瀬川を[illegible]もて打[illegible]所あり。

[illegible]、[illegible]田[illegible]の東北、十餘町にして小丘あり、[illegible]、[illegible]、[illegible]田と云ふ、其[illegible]面

な[illegible]の所、貝殻の片々田畔の間に見ゆ、即介墟なり、其側に[illegible]建武五年七月日の銘を刻せる板碑を掘りたる事あり、貝塚とは更に何等の關係もなかるべし。○蓮田[illegible]貝塚[illegible]宮貝塚あり、元荒川の西岸沮洳帶[illegible]、[illegible]分量あり、今の古墳[illegible]十三里なるが、太古は此邊まで[illegible]の出入もありけん。

閏戸(ウルウド)　今蓮田に合し、黒濱村と云ふ、蓮田の北にして、貝塚平野に接したり、元祿中まで貝塚も閏戸村の中なりしと云ふ。

平野(ヒラノ)　今平野村と云ふ、高虫、井沼、根金、駒崎等を併せたり。閏戸の北にして、元荒川其東北の二方を流れ、綾瀬は元荒川より分流し、其西南を流る。見沼用水は北方より來り、元荒川を掛樋もて打渡し、元荒川、綾瀬川の中間を、東南蓮田へ流下す。

篠津(シノツ)　今篠津村と云ひ、野牛、白岡、高岩、[illegible]等を合す。平野の東、元荒川を隔てて相對し、岩槻の北一里、此邊は中世に鬼窪郷と云へる邑なるべし。

(白岡)(鬼窪)　新記云、白岡村の八幡宮、享德五年の棟札に、鬼窪八幡宮とあり、又白岡の名も古くここにして、當國七黨の内、野與黨の人に、南鬼窪小七郎行親の孫、白岡[illegible]の四男を、白岡[illegible]と云ふ、これ當所に住せしものならん。○高麗郡[illegible]高麗家文書の中に、正平六年(觀應二)十二月十七日、足利方の人々、鬼窪に陣を擧げ、十八日進發し、府中に向ひし次第を載せたり。其形狀に云ふ、新風土記の說に、

觀應二年十一月、高麗の四郎經澄も、將軍方として、十八日鬼窪より府中に向はんとし、途中羽禰倉にて、十九日上杉方と戰ひ、難波田九郎三郎を討取り、其夜阿須垣原に宿陣し、吉江右衛門を討取り、明日府中に押寄て敵を追落し、進みて小澤の城燒拂ふ、

太平記曰、「吉江中務が武藏國の守護代にて、勢を集て居たりけるに、十二月十九日、津山彈正左衛門、岡部新左衛門、並野與の一黨に寄せられ、忽に誅せられければ、今は武藏、上野兩國の間に、敵と云もの一人もなく、[illegible]に付勢三萬餘騎に成にける」今按ふに、[illegible]所なるべし、鬼窪は埼玉郡の地、羽禰倉は今北足立郡より足立郡へ達する渡津、地藏河岸是なり、阿須は高麗郡の屬、垣原は柏原の誤ならん、亦高麗郡の屬、小澤は多摩郡の屬とす。此に二三の疑惑あり、羽禰藏は其地名今詳にせずと雖、河須垣(一本河を阿に作るは信けず)蓋柏壁にして、埼玉郡正しく野與黨の車窟なれば、合戰も此間に在りとすべし、高麗郡とせば事情にも合はず、地理にも合はず、從ひて羽禰藏と云ふも埼玉郡内にあらずや。而も難波田氏は入間郡中にも、新座、足立へ隣接する邑里に居れば、埼玉郡とも限られぬか、羽禰藏の名の新座郡内間木(ウチマキ)村に遺るも[illegible]し、且鬼窪より府中へ赴く道途を按ふに、阿須垣原は羽禰藏の南方にて、府中より半日々程の地と擬せらるれば、埼玉郡柏壁とも決定し難し、猶考索すべし。

野牛(ヤギウ)　今篠津村に合す、或は柳生(ヤギウ)に作る、されど野與黨の[illegible]と云ふは、[illegible]の誤にて、此を在名とすることとし[illegible]。新記云、高岩村の慈恩寺、淨土宗、覺了院と號す、寺領三十石、開山大與[illegible]、慶永十九年示寂、太田美濃守資正が出せし天文二十二年文書を藏す。

久伊豆神社(クイヅ)　久伊豆神と云ふは、武州諸郡に多く祭らるる社なるが、殊に埼玉郡に多し、岩付城の鎮守も久伊豆なりき、其の本たりし古社は何地にや、騎西かとも云ふ又其祭祀の縁起も詳ならねど、寶谷(サカヤ)の久伊豆の如きは、古社壇の一たるべし。(寶谷は今岡泉、野田、小久喜(クク)等と相合し、日勝(ヒカチ)村と改稱す)

(寶谷)　新記云、久伊豆社、[illegible]寶谷村の[illegible]なる、[illegible]四年[illegible]當社は[illegible]年[illegible]堂[illegible]、されど高[illegible]、[illegible]「大工遠江源五郎、應仁[illegible]年十一月九日」[illegible]名は今傳へざれど、作郎寶谷といひ、[illegible]久伊豆[illegible]、當社のものなるべくして、[illegible]より[illegible]知るべし

黒濱(クロハマ)　今黒濱村、江ケ崎、徒出等を合せり、寶谷の西にして、慈恩寺の西隣とす。黒濱沼は近世開墾に歸したれど、猶ほ低窪を見るべし。

慈恩寺(ジオン)　今村名にも呼ぶ、岩槻の北、元荒川を隔て、相去る一里。天台宗の古刹なるが、近年衰へて、一二の堂宇、僅に其名をつたふるのみ。

新記云、慈恩寺村華林山最上院は、往昔[illegible]の伽藍にして、彼の天文年中、太田源五郎資正より與へし寄附狀に、慈恩寺は本坊四十二坊、新坊廿四坊云々とあるにても、大寺たりしこと知らる、今も境内廣く、寺領百石あり、寺傳に天長年中の草創にして、開山慈覺大師、日光山に登りし時、[illegible]、[illegible]弘通の[illegible]に[illegible]すべし、予此[illegible]と云ひて、彼寺寶を投ぜしかば、虚空を飛び[illegible]地に落ち、末根を生じ繁茂せりと、この事は固より傳者の說にして信ずべからざれど、此地は昔より寺[illegible]、今も繁茂せり、其觀音堂、坂東の札所第十二番、堂前に[illegible]あり、南蠻鐵にて、礎石と笠石とは[illegible]に遺りしものなり、古銘にあり

武州太田庄慈恩寺者、本坊四十二坊、新坊廿四坊也、北内十八個坊、[illegible]之後、兵亂[illegible]家風之[illegible]、役十八坊之事、[illegible]代改之、六十六坊皆以當寺社本寄附實也、於子孫不可有違亂候、[illegible]勤行等、不可有怠慢、仍寄進狀如件、

天文十八己酉年九月二日　　□□（花押）

其後國關兵亂、大旦那、岩付西部岩付、□□慈恩教寺者、光世之、古道場也、□□□□□□合□、光信氏房、寄岩付城主、其房號□、伊達□□□□房官名、慈恩寺學也、合令□□□□、建立常高、□□抱之、□□高代不□計、代□國□學、唱太子之□、□□□□、□□□□、長之樂、書□道合、子孫□□、之□出高、□□□□、達一得十、作一偈代其緒曰、□□□之文殊□、□□日夜在堂前、即令昔之然燈佛、一段光明世界乎、

天正十七己丑、□月□□日、□□□□門坊□□

蛭田（ヒルタ）　今花積、及び開田村舊の東なる岩富□□□□□、

恩寺村と改稱す　慈恩寺村の東南に接す

花積（ハナヅミ）　蛭田の南に隣る、古□□花積□□内、□□□□と云ふるに、今の□□□□□□、□□、花積、岩槻の間と傳はるも也。

鎌倉八幡供僧花藏院所藏文書曰、□□□□□□□□申、慈恩寺領、武藏國太田庄、花積□□□、□□□□、□□□、□□加賀入道□、□□□、□□□□□□、□□石見上杉允相共□代□、□□、中□、□□□、可□決□、船渡等□代之□、□□、永德二年四月十一日、□□□正大夫入道殿、（花押）、

百間（モンマ）　篠津、慈恩寺の東方なる近在百間領と呼び、十數村ありしが、今は内牧、百間、須賀の三村に纏ぶ、古利根川の西岸に縁れり。

舊記云、百間村は□□□□□□□、村内の□宮に掛たる、應永二十一年の鰐口に、太田庄南方百間とのせ、又東村雷電社に掛たる、天文廿二年の鰐口にも、太田庄南方百間山光福寺云々と□たれば、地名の古きこと知るべし、又宮町神社、大宮に、延喜式に載せし、埼玉郡、宮目神社と云へるは、此社といへどさだかを知らず、西光院（サイクワウ）、

(西光院)

□□□□□、百間山光福寺と稱す、本寺門□□□申二十七□□あり、寺領五十石、

百間之□□中、當□□、致□□山、一段□□候、於百今後、□□□合之人有之者、注交名可承、小田□□、令披露、□□可處□□候、仍其□文　如此候、恐々敬白、

永祿十二年己巳二月廿日　北條善九郎□□（花押）

百間西光院□□中

百間六供之事、如前々、不可有相違、□□□□、寺社領任置候、永不可有異儀、□□□□、□□、□□□可被抽精誠者也、仍如件、

天正拾四年丙戌三月十一日　　氏房（花押）

須賀（スガ）　須賀村と云ひ、百間村に隣接す　舊記云、須賀村北は古利根川を境とし、葛飾郡上高野村に接す、古□□村に鎌倉街道係りて、久喜原村の方より入り、古利根川を越え、高野村に通ぜし由、今其趾が古街道跡と云ひ、又其頃利根川に□せし橋杭、□中に殘りて、今にありと云ふ

和戸（ワド）　今國納（コクナフ）、久米原と共に須賀村に合す、岩槻より幸手に通ずる日光街道は、此にて古利根を渉る、岩槻の北三里、百間の東南一里

舊記云、和戸は國納村より分れしといへり、古高を稱守とす、此地に元亨三年の古碑あり

(國納)

太田郷（オホタ）　和名抄、埼玉郡太田郷、訓於保太、○今南埼玉郡の諸村、岩槻より鷲宮までの間に、太田庄の稱あり、古昔の堺域は明白に說き難しと雖、大略笠原郷の東、草原郷の南にして、埼玉郡の中央にあたれるにあらずや

太田庄は東鑑に「文治四年、武藏國太田庄年貢」に「建久四年、太田庄鷲宮」又「同五年、武藏太田庄、堤修固」など見え、梅松論にも「武藏の太田の庄を、小山の常犬丸に宛行はる」是は由緒の地なれば□と載す。近世は騎西領、百間領、岩槻領、岩槻領の諸村に、廣く太田の庄名を稱へ、百八十餘村に及ぼせりといへり、舊記云、東鑑、寬喜二年正月、武藏國太田庄荒野、可新開事、足藤左近入道道然、奉行之、云云、其頃荒野を開發せられしこと知るべし、此庄は頗廣大なる故、南北にわかち唱へしにや、下村若村永明寺、藥師佛胎中貞治六年の銘文に、武藏國太田庄北方と載せ、又百間村□宮、應永六年鰐口銘に、武州太田庄南方百間とあるの類、其他金石の銘にも、まゝこれあり。

久喜（クキ）　今久喜町、人口三千、東北鐵道大宮へ十二哩、粟橋へ五哩、幸手町と古利根を隔てゝ相去る一里。又東武鐵道、千住、粕壁の方より來り、此に東北線と交叉し、加須、羽生に向ふ。

久喜は又葦に作り、郡内に河萱、茅萱等の村里名もあり、原義を知らず、足立郡の中釘と云ふ釘も、同言に出てしならん。

舊記云、久喜は下總より上野への往還にして、旅客も繁ければ、宿中毎月二、三、八の日に市を開き、貨物多くは木綿などを交易す、其中木綿は、他所に勝れて地性よくこまやかなり、故に近郡にて岩槻木綿など稱し、人の賞するもの、多くはこゝより出すと云ふ、甘棠（カンタウ）院、禪宗臨濟派、慶長十九年、寺領百石の朱印を賜ふ、相傳ふ昔足利左馬頭政氏、世を遁れし頃、當所に館を設けて隱棲し、後永正十六年、其館を捨てゝ寺となし、永安山甘棠院と號す、山號は左兵衛督氏満の法諡なり、院號は則政氏の法名なり、政氏は父成氏と共に、下總國古河に在りしが、上杉が計ひにて一旦鎌倉管領となり、幾程もなく、鎌倉を去て古河に歸りしより、家勢衰へ、しかのみならず嫡子高基と不和になりし由、諸記に見えたり、是等を以て其時勢を推すに、須臾の程此に住居せられし事もありけん、今の境内四方に空堀ありて、其樣舘

(甘棠院)

皆に疑なし。

就中、退屈寺宗之由聞候、無勿體候、早編宜近日可及御請候、然者関東靜謐、不可有程候、其間事堪忍可然候、恐々謹言、

二月廿七日　　政氏(花押)

中恩西堂

青毛（アヲゲ）　今古羽、野久喜等を合せ、太田村と云ふ。久喜町の東にして、古利根川に縁り、對岸は北葛飾の幸手、川崎なり。古利根は近世青毛と幸手との間に堤を設けられ、世に琵琶溜とも稱するは、即此なり。

琵琶溜（ビハ）　新記云、葛飾郡琵琶溜井は、當郡幸手領と、埼玉郡百間領との間にあり、其形琵琶に似たるゆゑに名とす、元古利根川の流なりしに、萬治三年、伊奈半十郎指揮して、郡中高柳村と埼玉郡間口村との間にて、古利根川の上流を堤もて支へ、別に埼玉郡羽生領本川俣村内より、上利根川を分水し、堀幅二間の直流を疏通して、當郡八甫村邊より、古利根川に注さて、近郷の用水とせしかど、猶其水の不足なるをもて、享保四年、伊奈半左衛門命りて、埼玉郡上川俣村内に圦樋を作り、助水となし、此溜井に注ぎ灌して、埼玉郡新方領、八條領、足立郡淵江領、谷古田領、及當郡幸手、松伏、二合半、葛西等、十箇領の用水とせり。

鷲宮（ワシノミヤ）　今鷲宮村と云ひ、久喜の北一里、南埼玉郡の最北に居り、古利根の西岸にあたる。鷲神社あり、俗に大鳥明神とも云ひ、當國の一名祀とす。○新記云、鷲宮は江戸より十三里、即鷲明神神領所の地にして、彼神領なれば、直に村名となりしといへり、鷲宮別當大乘院に、近き年まで傳へたる、永仁四年の鐘銘に、武州崎東郡太田庄と記しありしと云ふ、崎東は埼東の訛にて、當時此唱ありしなるべし、當所は五十の日市を立て、穀物木綿の類を交易して、土産を賞けたり。

鷲神社（ワシ）（大鳥祠社）（鷲山）　鷲宮神即是なり、俗に大鳥（オホトリ）明神とも云ひ、州郡所々に分祀せられ、殊に江戸近世の俗、オホトリのトリは取得と語言相通するを以て、得分を祷る所とす。論者又ワシはハシの訛にして、武藏國造等の遠祖を祭る者と云ふも、未其明徴を得ず、或は鷲（ワシノミヤ）山ともいへり。

慶長見聞集に、大鳥一貝備と云ふ悪往は、武州大鳥と云ふ在所の生れなりしが、其村十王堂に祈願して生れたりと載せたり、大鳥と云ふは蓋鷲宮を指す歟。

新記云、鷲宮明神は、延喜式内の神社にはあらざれど、尤古社なり、祭神は天穗日命にて、大背飯三熊之大人、天夷鳥之命を合祀す、日本書紀謂ふ所の武藏國造土師連等の遠祖なり、故に土師（ハジ）宮と號すべきを、和訓相近きをもて、轉じて鷲明神と唱へ來れりといへり、又羅山文集に據るに、當社に昔縁起十卷ありて、有間王子頁學安世、こゝに來て神となる、本地は釋迦なりと記したれど、今く消居の妄説なりと見えたり、鎭坐の年歴は詳ならず、東鑑「建久四年十一月、武藏飛脚云、太田庄鷲宮、御寶前、血流爲凶怪、云々、則下策之處、兵革之兆、云々、依奉神馬於鷲宮、又可莊嚴社壇之旨、被仰下、榛谷四郎重朝、爲御使、云々」又「承元三年十一月、武藏太田庄鷲宮寶殿鳴動之由、馳申之」又「建長三年四月、相州〈按するに時頼を指す〉鷲大明神於本宮、可遣御使於武藏國、御祈願成就、奇瑞不一、去十九日、於社頭御神樂之砌、一之見千託宣、尤嚴重、殊有其奇怪之由」云々と載たる鷲宮、皆當社なるべし、又今に存せる文龜四年の棟札に、正應五年壬辰、相摸守貞時再興、應安五年壬子、下野守小山義政再興せし由記し、及び永和二年の義政が奉納せる神鏡、（武州太田庄鷲山大明神と銘す）文安二年、長祿二年の銅鏡、足利晴氏以下の寄附狀等あるにても、古社なる事知らる、天正十九年、先規の如く社領四百石の朱印を賜はる、別當大乘院は眞義眞言宗にて、社頭の内四十八石を配當し、鷲山神宮寺と號す、起立の年歴は詳ならざれど、元亨の頃まで、永仁四年の古鐘、當院にありしと傳ふ、今はなし、其銘文を左に載す、

奉鑄冶、武州崎東郡、太田御庄、鷲宮大明神、神宮寺之鐘一口、永仁四年丙申、十一月八日、聖人妙阿、大願主西重、

又棟札に記せる文あり、中に云ふ、

當社建立、武州一國、中北、太田庄六十六郷、其内後篠崎、前尺子木、北篠崎、河口郷、久下半分、花崎半分、大桑半分、大室郷内五十貫、志多見、菟河、發戸、道原、明堤、此郷何三分一、何にも有、社人其外六十六郷、何にも少つつ有、奇西郡之内、本大室、辻村、是は永祿三年庚申、越後國主長尾景虎、出張の刻相違す、又去天正十八年庚寅、北條氏政御父子御切腹、然而正二位大納言源朝臣松平家康公、東八州爲大主、以鷲宮内四百石、爲御神領、被付置候、神主大秀、天正十年壬午、令相續、御造營錢數百貫、隣國他郡之者共、借說候處、依御世上相替、返辨不申候、殊更其比迄御神領之者共、御造營錢請申事、就中日借次第候、殊更在宮奴原、借錢一錢進納不申候、又久喜甘棠院、但民家每御返済事、不似合君子儀候、神茂被遺御憤可然候、無賞罰者、何以天下各可奉信仰耶、有極、神明早門給、恐々謹、文祿四暦乙未、八月八日。

羅山文集云、鷲宮古來之靈社也、我嘗見其緣起、十卷許有云、有間王子頁學安世、來此爲神、云々、其本地釋迦也、云々、室八洲事、起於此、且富士山神、與津神、其餘處々、與此神同躰、云々、夫有間皇子者、孝德帝子也、安世者桓武帝之子也、時世相違、不可同時來下野國也、以有燈事故、非富士室八洲等、以附會之、諸方神縁、大抵如此、蓋浮屠掠神爲佛、劫主而以客爲主、改社爲寺院、僅有其名、而其實皆爲浮屠所有、可勝歎哉、縁起又云、

[illegible]十子携野州長者娘、夜討川、飯目河邊、又十子自武藏野湯湛、拔劍寺地求水、飯目堀泉井、此等皆不少、不知幾許。

清久（キヨク） 今清久村と云ふ、鷲宮の西南に隣る。北埼玉と南埼玉との郡界は、大谷、水深の二村と鷲宮、清久二村との間に定めらる。

吾妻鏡、養和元年二月、清久太郎秀行あり、大河戸廣行の弟とす。太平記にも清久山城守あり、中世の一土豪の在名とす。

江面（エヅラ）(河原井) 今江面村、除堀（ヨケボリ）、柿之木、太田、[illegible]を合す、[illegible]の西南に隣り、[illegible]の北と[illegible]。正保、元祿圖に據れば、江面、[illegible]たる沼澤ありて、河原井沼と云ひ、[illegible]に灌水として、開田せらる、河原井の大字は、今僅に三箇村にのこれりし。

柴山（シバヤマ）(大崎) 今大崎（オホサキ）村と合せ、大[illegible]と[illegible]、江面、[illegible]の西南にして、星川を以て相隔り、[illegible]元荒川あり、平野村と相限り、村中に[illegible]あり、[illegible]。星川は大里郡の方より來り、[illegible]、菖蒲町を經て、大崎に至り、元荒川[illegible]、見沼用水を造らるゝや、[illegible]村に於て用水を[illegible]分流せしめ、菖蒲の南に至り[illegible]分し、[illegible]川本は柴山の南に於て、元荒川と交叉し、掛樋を以て打渡さる、伏越[illegible]、[illegible]より柴山、大崎の地は、二水抱圍の島嶼と[illegible]。

菖蒲（シヤウブ） 今菖蒲町、人口四千[illegible]、[illegible]、戸崎（トガサキ）[illegible]の北、[illegible]は星川の右岸に在りて、合せて一邑を成す。[illegible]の西一里半、近世は菖蒲領の名ありて、近村若干を統べたり。

[illegible]云、菖蒲町は古へ宮（ミヤ）[illegible]と云ひ、今は[illegible]を市の定日とし、[illegible]及び農具、其外の品を鬻けり、[illegible]二年、[illegible]、[illegible]、當所に築きて菖蒲城と號し住せりと、鎌倉大草紙に、足利成氏、武州府中の軍敗れて、當城に退きしこと見ゆ。金田は本姓佐々木にて、子孫河四郎秀綱、成田下總守長泰に屬し、天正十八年没落して、それより[illegible]、成田の分限帳を見るに、源四郎秀綱とのせず、金田備前、金田與宮などいへるもの見ゆ、是等も此城にこもりしにや、城址を新堀と呼ぶ。

三箇（サンガ） [illegible]と云ふ、菖蒲町の[illegible]に[illegible]、[illegible]用水[illegible]、三箇村の[illegible]、[illegible]。

小林（コバヤシ） 今小林村と云ひ、菖蒲の南にして、[illegible]。[illegible]、當國の所に小林村とのせたり、是れ當所のことなるにや、荏原郡にも同名あれば、孰れか是なるや、小田原北條家分限帳には、小林周防守が領せしよしを傳へ、且村内[illegible]の[illegible]、小林周防守、[illegible]法名[illegible]とのせたるをもて見れば、其人當所を領し、[illegible]せしなるべし、[illegible]、[illegible]。

栢間（カヤマ）(菖蒲) 今栢間村と云ふ、小林の西南に接し、元荒川の北岸に倚る。南埼玉郡に於て、西北極の村にして、北埼玉[illegible]、[illegible]は菖蒲に[illegible]。[illegible]、[illegible]三年[illegible]、[illegible]、[illegible]、小太郎[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]。

照宮御前[illegible]と記せし石碑を立てたり。

鳩ヶ谷美濃三郎入道[illegible]中、武藏國埼西郡栢間郷内、政所、石程、島沼尻、三ヶ村事、可有其御沙汰、不日可[ ]使之状、依仰執達如件、

應永六年九月廿九日　沙彌（花押）

北埼玉郡

北埼玉郡（キタサイタマ） [illegible]、北足立郡に界し、東は北葛飾郡に至る。今面積十九方里、人口十六萬、四町五十三村、忍町に管治す。[illegible]、古河川邊領（カハベ）の[illegible]、[illegible]、[illegible]の下より除き、地勢の自然に相して、[illegible]に係けたれば、後條に載さて[illegible]。

北埼玉郡は近世の忍領、羽生領、[illegible]、[illegible]、[illegible]も[illegible]。

[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]之由、依聖護院御門跡[illegible]、[illegible]。

[illegible]七年三月十一日[illegible]

笠原郷（カサハラ） 和名抄、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、蒲町にわたり、大略近世の騎西領、菖蒲領にあたるならん。即太田郷の西北、[illegible]。今[illegible]。

西町の西南一里半、[illegible]の北岸に在り。舊記に云、[illegible]の寶字に方り、武藏の國造の一黨の中に、互に宗を爭ふ事しことあり、笠原直使主は國造たるべきを、同族小杵が邪曲なるも、爭論數年に及べり、小杵はひそかに上毛野君小熊(豐城命の子孫なり)に求め、使主を殺さんとす、時に安閑天皇元年、使主京師に詣て訴ければ、使主を國造に定めらる、小杵は誅せられ畢ぬ、[illegible]使主に[illegible]あり、今埼玉郡に笠原村あれば、使主は其土人にて、地名を氏とせるか、使主因て謹思を盡して、横渟、橘花、多氷、倉樔四處の屯倉を置きたりと云ふも、安閑紀に見ゆることなり、東鑑に笠原六郎、又笠原十郎左衛門尉親景など、いづれも當國の人と聞ゆれば、[illegible]に住して在名を名乘しにや、又古文書に、笠井五郎三郎義景申、買得地、武藏國埼西郡內、梢間笠原村[illegible]在家、田畠三町三段事、當知行之地、仏讓之貴賞、散券之有[illegible]、尋究之、暴起[illegible]之詞、可被注申、状相獨沽券、可[illegible]之狀、依仰執達如件、[illegible]三年四月十三、鬼窪[illegible][illegible]殿、沙彌」と記せり。

安養寺

今笠原村の大字とす。○新記云、安養寺村の安龍[illegible]、[illegible]に「[illegible]、永和[illegible]安[illegible]師、[illegible]三年[illegible]月廿七日、[illegible]、[illegible]、[illegible]」[illegible]たり。

種足

今種足村と云ふ、笠原村の北に連[illegible]、[illegible]の[illegible]、[illegible]、種足の西北に[illegible]、會下寺は[illegible]。

近年共和村の新稱を命せらる。

種足の龍昌寺は、曹洞派なれど下會下寺とも唱へ、上會下[illegible]の末なり、[illegible]近世[illegible]五十石、昔[illegible]にて、騎西城主小田氏の開基とぞ。

騎西

今騎西町、人口三千、又騎西にも作り、或は私市と云ふ、[illegible]の西二里、行田の東南三里半なる一名邑[illegible]、[illegible]は、[illegible]、南は[illegible]、[illegible]まで、[illegible]の[illegible]、[illegible]ふによりて、[illegible]、名[illegible]は私市とも云ふ。[illegible]共由、篠津までの諸村を管轄したり。[illegible]、[illegible]、七黨系圖の私市黨の[illegible]故里なるべし、騎西、埼西、私市、此[illegible]、[illegible]、[illegible]に後世の下略ならん。されども埼玉を分ちて、埼西、埼東とも云ひ、たまたま其騎西の地域に屬しければ、兩源に出でし二語も、遂に一語に歸したり。

新記云、騎西町は江戸より行程十二里、按するに此邊郡の西に在るを以て、[illegible]西と唱せしならん、當國七黨に私市黨あり、此邊に住せし故、在名を以て、黨に名付しならん、私市と書すること、其故なしらずと雖、此地久しく繁昌の地、故私に市を立しことなどありて、私市の字を用ゐ、唱は昔に依りてきさいと呼びしが、其後此地に城壁を築きし頃、武家居敷のあつまりし所を、根小屋と呼び、市店を並べる所を騎西町と唱へしとなり(○按に「私に市を立つ」云々の說は牽强甚し、河內國交野郡にも私部、私部市の地名ありて、此きさいは后に同し、七黨系圖に、丹治氏、[illegible]河內國私部の條に注することを[illegible]、私市氏と云ふは、蓋故ありて共に河州の地名を負ひて、此に移住せるならん、太平記武藏野合戰の條に、私市の兵[illegible]見ゆ、また小田原記には、「武藏國に七黨有、丹黨は宣化天皇の末、丹治の姓、靑木、勅使河原、安保是なり、横山猪俣黨は敏達天皇の末、小野姓、萩野、岡邊、横山是なり、[illegible]は有道にて、[illegible]、合賀野是なり、私黨は私市姓、河[illegible]、[illegible]是なり、其外は[illegible]方[illegible]、今はなし」云々。

私市城址

今騎西町の東なる高柳村大字根古屋の地、即[illegible]、[illegible]と稱すといふ。[illegible]、甲陽軍鑑に私市[illegible]、[illegible]と云ふ。○[illegible]記云、私市城址、[illegible]なるが、今は大[illegible]水田となれり、土人所[illegible]せる舊記に山根城は大田道灌築き、城主木間彌九郎、夫より小田大炊助・小田助三郎居城たりしと、又甲陽軍鑑に「永祿五年三月、上杉輝虎、武田長康が次男、小田助三郎輔與[illegible]に[illegible]、[illegible]、私[illegible]、[illegible]、[illegible]し、[illegible]一夜[illegible]とあり、二[illegible]舊[illegible]に於て、二[illegible]、[illegible]、寛永中[illegible]、(○山根は此邊の舊名なる[illegible]、數年にして[illegible]、[illegible]名にも呼びしが、近世は二十八村に及ぼせり、名義疑ふべし)

玉敷神社

騎西町に在りて、久伊豆宮と云へり、延喜式の古社に擬定せられ、近年延喜の社號を改む。○新記云、騎西久伊豆社は、騎西領中の總鎭守にして、古社なり、東鑑「建久五年六月廿日、於武藏國大河戸御厨、久伊豆宮神人、喧嘩出來」云云と見えたるは、こゝのことなるべし、又延喜式神名帳に載する所、埼玉郡四座の內、玉敷神社とありて、今何社の古たるを傳へず、當領內久伊豆社あり、其餘郡內所々に久伊豆社と唱ふるもの多くあれど、何れもさせる古社とも思はれざれば、若くは式にも見えず、東鑑にも沙汰あるは當社ならんか、當社は宣化天皇八代の後胤、從五位上武丁頭丹治眞人の靈社あり、貞成の子孫[illegible]、私市黨の始祖なり、[illegible]して私の黨と唱ふ、此人の弟[illegible]と云ひ、丹治黨の始祖なり、略して丹の黨と云ふ、此二黨の子孫分れて武州に多し、其子孫の居[illegible]、[illegible]此神社[illegible]、されど[illegible]の[illegible]なりと云ふも、亦所謂あるに似たり。

田谷

今田ヶ谷村と云ふ、騎西町の西に隣る。此地に見沼用水(見川に混流する者)より東方に一分渠を作り、水[illegible]、清久、江面より久喜の邊まで灌漑す。騎西新川と稱[illegible]、享保中の改修に係ると雖、[illegible]野水の餘流せる者なり。修治せる者とす。

舊記云、多賀谷記曰、埼玉郡多賀谷郷住人、左衛門尉家[illegible]は、[illegible]十郎[illegible]が二男なり、源頼朝の臣たり、七代の[illegible]彌五郎政[illegible]、下總結城左衛門尉直[illegible]子、朝五郎光義を[illegible]となし家を[illegible]がしむ、光義吉[illegible]忘れ難く、結城[illegible]、[illegible]り[illegible]ば、[illegible]子[illegible]四郎其家を[illegible]ふ、[illegible]皆[illegible]ひ來る

と載たれば、此頃まで當所に住せしなるべし、又野與黨に道地法花坊、多賀谷二郎などいふ人見ゆ、道地は隣村なれば、是等の人々も當所に住せしこと知るべし、又村民の家傳に、多賀谷氏の先、頼朝に仕へ、安藝國[illegible]城を賜はり、[illegible]の役[illegible]内の[illegible]武[illegible]、[illegible]其に住ふと云へりみにて、其[illegible]なること知らず

道地(ダウチ) 今田ケ谷村の大字とす。又道智に作る。[illegible]記云、東[illegible]に道智次郎、同三郎太郎、壽久三年、[illegible]、[illegible]治川合戰に打死と載せたるに、當村に住せし人にや、又姓藤氏の系圖にも、武藏國道智二郎と云ふ名見ゆ、當國七黨系圖に、道智法花坊とあり、此法花坊も當所に住せしもいなるべし。

(崎上)

龍興寺(リユウコウ) 今田ケ谷村上崎(カミサキ)に在り [illegible]記云、上崎村の龍興寺、[illegible]宗[illegible]派、中興開山[illegible]は[illegible]谷[illegible]氏の伯父なりと傳ふ、又[illegible]氏、[illegible]、[illegible]上の[illegible]たてり、[illegible]氏法名長[illegible]院[illegible]山　公と[illegible]たるよし、今は文字も[illegible]して[illegible]のさま、古きものには[illegible]なかるべし、古河公方[illegible]氏、[illegible]氏寄附の文書[illegible]にて、[illegible]のために[illegible]なるべし。

大光山龍興寺之事、長春院[illegible]、[illegible]之[illegible]、[illegible]無退轉[illegible]、[illegible]、如前々、不可[illegible]、恐々謹言、

七月三日　　政氏（花押）

大光山龍興寺之事、[illegible]行等、[illegible]、[illegible]候、寺領之儀、如前々、上崎村、不可有相違候、恐々謹言、

二月十日　　義氏（花押）

[illegible]

海上(ヤナカミ) 近世田谷(タガヤ)の[illegible]に[illegible]び、十一村に[illegible]、[illegible]に徴證とすべきものなし

高柳(タカヤナギ) 今日出安(ヒヤス)、[illegible]、[illegible]崎を合せ、高柳村と云ふ、騎西町の北にして、騎西用水貫流す。日出安は昔は安書、弘安元年[illegible]の中に、[illegible]とあるは當るかと疑はる[illegible]、[illegible]影村に[illegible]安[illegible]、[illegible]はず、又高柳は[illegible]に見ゆる高柳三郎[illegible]、北葛飾郡にも高柳あり、（[illegible]）[illegible]、[illegible]も野[illegible]に高柳ある[illegible]、[illegible]も古[illegible]名なるべし

水深(ミツカ) 今大[illegible]村と云ふ、[illegible]、[illegible]崎、[illegible]村等を合せ、[illegible]の[illegible]里、[illegible]の西[illegible]里、[illegible]四年[illegible]に見ゆる名なり）

大桑(オホクハ) 今川口、花崎、篠崎等を合せ、大桑村と云ふ、水深の北東に隣り、古利根川の西縁に當り。會野川は加須町の北を[illegible]、[illegible]川口(カハグチ)に[illegible]、古利根に合す[illegible]記云、川口[illegible]は[illegible]、[illegible]安[illegible]の[illegible]に、此郡名見ゆ、今[illegible]川口[illegible]の[illegible]篠崎の北に、[illegible]に[illegible]ある砂丘[illegible]、十三[illegible]、[illegible]社[illegible]、會野川[illegible]れし[illegible]、[illegible]の[illegible]に[illegible]、[illegible]ぜる[illegible]ならん[illegible]、[illegible]川[illegible]、[illegible]にて會野川へ[illegible]入し、東流して川口に向ふ。

(川口)

(崎後)

會野川 [illegible]の古代[illegible]にして、[illegible]は[illegible]て[illegible]に[illegible]なる見ゆる[illegible]、[illegible]、川俣より起り、加須、下[illegible]の間を[illegible]、[illegible]用水と合し、大桑村の川口に至り、古利根に[illegible]合す、長四里半。

[illegible]記云、會ノ川は元利根川の[illegible]、古[illegible]と川俣村との境より、利根川を分流し、羽生領の中を[illegible]し、川口村の東にて東南二派に分れ、其東するものは、今の島川に合し、南するものは今の古利根川是なりき、按に、[illegible]に[illegible]せし、岩瀬[illegible]、古江浦など古[illegible]き所、今[illegible]の北[illegible]、[illegible]大河なりしこと[illegible]べし、[illegible]、[illegible]年、下[illegible]守[illegible]、忍在城[illegible]、家人小菅原三郎左衞門、[illegible]して、水路をたち堤を築きしより、[illegible]く[illegible]せて古川となり、[illegible]よりこのかた、新郷[illegible]用水を[illegible]とし、又[illegible]の悪水[illegible]、[illegible]の[illegible]をなす[illegible]、[illegible]末は篠崎村にて、葛西用水堀へ入る、川幅二間許。

(岩加)

加須(カゾ) 今加須町、[illegible]、大[illegible]四千、[illegible]の北一里にし、會野川の南縁に[illegible]、[illegible]は加(カ)[illegible]と書しものありと云へば、古田加須などの[illegible]に[illegible]ごとく、須に[illegible]て今の[illegible]用の[illegible]に出づ

[illegible]記云、加須町は正保の[illegible]、[illegible]と[illegible]た、民戸二百[illegible]余、[illegible]を連ね、毎月五十の日も六夜の市をなせり。○近年東武鐵道加須を通過す。久喜、[illegible]より來る、羽生、川俣へ向ふ。

久下(クゲ) 今加須町へ併す、加須の東[illegible]、會野川の舊河道[illegible]し、砂丘あり東西十二町に[illegible]る、久下の民[illegible]は之に傳ふ、此[illegible]の[illegible]は[illegible]に[illegible]、篠崎へ[illegible]れり、今[illegible]を抜くこと五[illegible]。[illegible]文書、應永四年、足利氏滿寄進狀に、[illegible]進、[illegible]、武藏國埼西郡、葛濱郷內、久下[illegible]郎左衞門[illegible]一[illegible]と見え、[illegible]此久下村の在名に呼べる也。

葛濱(クズハマ) 中世の[illegible]名[illegible]、近世に[illegible]名に[illegible]、會野川の北岸なる久下、下[illegible]、[illegible]などの邊、三十餘村を籠めたり、[illegible]に葛濱を名いれる人見ゆ、

大河戸太郎廣行、同太郎秀行、（原註云、號清久）同三郎行元、（原註云、號高柳）同四郎行方、（原註云、號葛濱）養和元年二月[illegible]日、[illegible]四人、[illegible]武士之租之間、[illegible]、[illegible]守[illegible]行者、[illegible]家之[illegible]、去年[illegible]、[illegible]、道有[illegible]、[illegible]之[illegible]、於路次病[illegible]、[illegible]亡卒。

禮羽(ライハ) 今禮羽村と云ふ、加須の西に隣り、馬内(マウチ)を合す。新[illegible]記云、禮羽の千方(チカタ)社は、[illegible]なり、[illegible]內[illegible]、加須町にもこの[illegible]あり、[illegible]に、[illegible]太[illegible]の六男、修

理に矢子方を見なりと、昔とも其類なるべし

志多見（シタミ）

今志多見村、[illegible]、阿良川、串作を合せたり、羽生の西、間谷の北にして、會川と新川との間に居る。志多見の北界、會の川の故河道に臨みて沙丘あり、東西に亘りて、林叢を長ずる凡二十町許、亦千田の中の一異相とす、騎西町の西北一里餘。

眞名板（マナイタ）

今眞名板村と云ふ、志多見の西、串作と相接す。眞名板の西南なる關根、藤間（トウマ）は星川に倚り、眞名板[illegible]に古碑を存す、刻したる義文に曰ふ、

右志者、今為過往[illegible]聖靈、[illegible]、
[illegible]南無阿彌陀佛、建治元年乙亥九月日、[illegible]西念、
盡法界群類平等利益　仍造立如件、

若小玉（ワカコダマ）

今小針、下須戸と相合せて、太田村と云ふ、眞名板、藤間の西北に接し、忍町の東一里、星川、見沼代用水ここに流れ、若小玉の南に溜池あり、忍川の北邊に當る、[illegible]上古の遺形とす、

又村内に上代の塚山三四ケ所あり。

(下須戸)

下須戸（シモスト）村は北の方二里餘を隔てて、播羅郡に上須戸村ありて、是は兩郡に跨りて、上下を唱へしものなるべし、往時一圓に忍成田領なりければなり

[illegible]記云、東[illegible]、寛[illegible]四年二月、將軍供奉到着交名の内に、若兒玉小次郎と記す、延長二年二月、[illegible]道中交名の内、若兒玉次郎とあり、是も其一族なるべし、今村内の小名[illegible]戸場地は、小次郎が宅蹟にて、中古まで竹寺の祠ありて、其の宮[illegible]地と稱せしよし傳へたり、十間手出、或はしなか出[illegible]、廣さ三畝、高さ一丈程の塚ありて、竹林其をなす、此竹の生立は尋常の竹なれど、[illegible]、故に小名をもかく唱ふ、八幡社、社地は塚山にて、[illegible]十間四方、高さ一丈五六尺、一方に塚山崩れし所あり、其圍より石槨とおぼしきもの顯る、二方平かなる石にて[illegible]、[illegible]の黒き岩石を屋根とせり、内の廣さ三[illegible]許、[illegible]堂も廣さ一段三畝、高さ一丈八九尺ほどの古墳の上にあり、前に石階ありて、其右に[illegible]あり、内は八疊[illegible]の廣さにして、三方野面の石をもて積上げたり。

忍川（オシ）

大里郡[illegible]谷[illegible]の[illegible]なる[illegible]水の末にして、[illegible]田、行田の野水を合せて、[illegible]田村、[illegible]村との間に[illegible]、星川へ入る、長三里餘。

廣田（ヒロタ）

(屋重)

今廣田村、北根、[illegible]城なども合せたり、[illegible]堤の西北にして、忍川の南にあり、[illegible]田の南なる屈巣（クス）村は元荒川の北岸にあたり、[illegible]の西北隣とす、中山道、鴻巣驛より屈巣、[illegible]田、眞名板等を經て、羽生町に往來すべし。

[illegible]記云、屈巣の[illegible]通寺、[illegible]、弘安十年の卓劍にて、[illegible]山の名を[illegible]と云ふ、[illegible]の[illegible]なりとて、境内に古碑あり、文字[illegible]落して、全く讀みかたし、わづかに[illegible]の文字、及[illegible]二年九月[illegible]の文字、[illegible]に見ゆ。

埼玉鄕（サキタマ）

和名抄、埼玉郡埼玉郷、訓佐伊多萬。今埼玉村存す、即管[illegible]郷の西北隣にあたり、[illegible]田、下忍、忍町より荒木、[illegible]、若小玉等にわたれるならん。

(小崎沼)

[illegible]記云、埼玉は郡名の由りて起れる本郷にて、上代の古墳墓あり、又北越軍記、天正[illegible]年六月、北條方より[illegible]、[illegible]行田へ出張云々と見ゆれば、中古北邊北條方なる陣所どもありて、しばしば戰爭ありしこと知らる、西行寺境内に丸墓あり、又其他將軍山、高さ三間程、將軍塚とも云ふ、御風呂山高さ五間程、當村の名高く知り聞えしなるを以てなるべし、若くは是等の古墳は、國造縣主などの墳墓なりしならん、埼玉宮、村の北にあり、古へ小埼沼（ヲサキ）、或は埼玉津など云ひて、萬葉集にも載ありて、當國の名蹟なり、されど是また古への事にて、[illegible]しなるべければ、總角[illegible]しかたし、[illegible]に、埼玉沼は近き頃までもことの外溜りしかど、享保の度に[illegible]墾して、一旦皆水田となりしが、寶暦十二年再び[illegible]を[illegible]て、元の如く溜とせしもの、今の埼玉沼是なり、[illegible]四[illegible]間、南北六十間、且邊十六村にかかれる惡水溜とさすし、又埼玉津といへるは、昔入江ありし頃の事なれば、津の所在はさして知るべからず、今の利根川の内ならんと云ふ說あり、萬葉集、見武藏小埼沼鴨作歌に「前玉之小埼乃沼爾[illegible]る霜を掃ふとにあらし」て[illegible]に「佐吉多萬[illegible]なる[illegible]は[illegible]こと[illegible]一とあり、池のめぐりは畠にて、南の方纔に芝生にて小高き地あり、上に寶暦三年癸酉九月、忍[illegible]部[illegible]、碑を建て此[illegible]首の歌を[illegible]

埼玉（サイタマ）

今[illegible]村と云ふ、野村、[illegible]、[illegible]田を合併す、忍町の東南一里、忍町の南邊にして、吹上驛（中山道）を去る一里、村内に古代の塚山大小二十餘散在す、謂ゆる武藏國造の遺墟と云ふこと、瞭然たるべし。

前玉神社（サキタマ）

大[illegible]山の南方なる[illegible]にして、近世淺間明神と稱したり、上殿は[illegible]古墳の上に[illegible]、又延喜式埼玉郡前玉神社二座とあるを想へば、今の上宮下宮と云ふもの、往昔より相分てり。之を淺間神とするは、世に富士塚として、多く[illegible]上に祭らるる者と相混したる故にて、後世のしわざならん（[illegible]記云、[illegible]村淺間宮は式内前玉社なれば、部中の總[illegible]守なり、社地の[illegible]、[illegible]地の田圃中より突出せる岡にて、周り二百間、高さ三丈餘、四方に喬木生ひ茂り、頂上は纔に十坪程の平地にして、そこに小社を建つ、これを上の宮と云ひ、[illegible]より石階數十級を下り、又社ありこれを下の宮と云ふ、[illegible]、此塚は天正の頃、成田下總守氏長の築きしといへど、其様殊に古く、尋常

のものにはあらず、上古の人の墳墓地なるも知るべからず、若干塚は村の東にあり、古人の墳墓なること疑ひなし、塚の中段少しく欠崩たる穴あり、そこより内を望めば、四方厚さ五六寸の岩にて疊みあげ、厚さ一尺餘の岩を以て蓋とし、石棺の如きもの見ゆ、塚上高さ二丈、廻さ五間許。

丸墓山（マルハカ）埼玉村の西北、忍川の縁に在り、北越軍記に「永祿十二年、上杉謙信公忍城へ押寄、長野村を放火し、埼玉村へ赴き、丸墓山地藏堂に登り、忍の城を見下し、此城はたやすく落べからずとて、近邊の村を燒拂ふ」云々とあるは此也。○新記云、丸墓山は、西行寺客殿の北にあり、繞り三百間、高さは三丈に餘れる古塚にして、著木生ひ茂れり、されば秋冬の間愛に登れば、東南の二方は眼界さゝふるものなく、遠の田圃を見やり、四方うち開けて、いと勝景の地なり、當寺國王山と稱するも亦故あることにや、もしくはこの塚即上代國守の墳墓などにてありしも知るべからず。

渡柳（ワタリヤナギ）今埼玉村へ併せらる、埼玉の南なり。北越軍記に、永祿十二年、上杉謙信忍城下放火の時、下忍、持田、前谷、埼玉、渡柳、川面の村々放火と載す、川面は足立郡に屬し、渡柳の南方半里。

下忍（シモオシ）今下忍村と云ひ、樋之上、堤根、袋、鎌塚等をも合せたり。埼玉の西にして、忍町と川面（足立郡）との中間にあたる。下忍の名は北越軍記、永祿十二年忍城下放火の條に見えたり。

下忍、聖天院屋敷、小宮山半右衛門御給之内、出し候、爲其替地、於上中條之郷中に、野[illegible]町、被[illegible]持之方、渡可被申候者也、仍如件、

午卯月朔日（文祿三）　小[illegible]左衛門（花押）

寺西藤左兵衛殿

新記云、下忍の清水は、成田分限帳に多く見ゆる清水氏の在名也、上中條村常光院は、天台宗、古へは何れに屬せし寺なりや、永祿三年より、樫井宮の末に屬す、元は下忍村清水にありて、聖天院と號せしと云ふ、既に天正十八年禁制の文中に、武藏國忍の内清水正傳院とあり、この正傳は文字を假借して記せしなるべし。

鎌塚（カマツカ）今下忍村の大字とす、鎌塚及び大井は古の大里郡郡家郷の域内かと疑はる、何となれば荒川は往時大里郡幡羅郡の間を流れ、大里と埼玉との間に入り、鎌塚の邊にて荒川の河道に入かりしと推定せらるれば也。男衾郡、木田教念寺、康安二年鐘銘に云く、埼西郡鎌塚郷、矢野加賀小次郎、同又五郎細行等とあり。

大井（オホヰ）鎌塚の西にして、今堤田、門井等を合せ、大井村と云ふ、大里郡佐谷田村に接し、古の大里郡[illegible]の地なりけん、本篇故を以て大里郡へ重出せしむ。

一田五町九反六十歩　拾七貫七百五十文、門井之内

一畠壹町四反　八貫弐百五十文、同所

（井門）

右弐拾六貫文之所、出之置者也、

一田三町三反小　拾貫文、門井之内、已上

右拾貫文、爲夫馬免、出之置者也、仍如件

天正十七年己丑十二月廿日　氏長（花押）

宮[illegible]大[illegible]助殿

忍（オシ）今忍町、人口八千、即舊忍城下の邑里なり、城池を中にし、商里之を圍み、忍川は西より來り、其南を過ぐ。若槻へ八里、吹上驛（中山道）へ一里、熊谷驛へ一里半、北埼玉郡役所は此に置かる。

忍は文明年中成田氏の居邑と[illegible]、[illegible]の城[illegible]と爲りしは、[illegible]、[illegible]の人を併せし、忍氏[illegible]たりしが、成田氏之に代り、[illegible]、忍、成田は之を合せ[illegible]の地方豪右と爲り、忍成田氏、[illegible]、騎西、[illegible]一郡に渉れり。（史料通信叢誌云、北條記に據れば、忍城は兒玉黨[illegible]行き、其人武藏七黨と云ふを見れば、蓋兒玉正系の家と思はる、之を亡したるは成田長泰の父、親泰なるか、時代は文明年中とも、永正年中とも云へり、管窺九代記に、兒玉亡び、酒巻、中條、別府以下、忍の諸將、皆成田に從ふとあり、天正十年調成の成田分限帳にも、永千貫文本庄越前守長英、五百貫文別府尾張守長吉、酒巻靭負亮長安など見えたり、さすれば兒玉黨は兒玉郡に居るべきに、東に逐て忍城に居り、成田が忍城を有ちたるより後、兒玉の黨人も往々成田に從ひ、又は四方に散したるものと思はる）近世は忍領、或は成田領と稱し、幡羅[illegible]内二郡にわたり、數十村を統べたり。

忍城址（オシ）今忍町の地に在るも、浮城（ウキシロ）の稱、深泥濠池、頗壯固の觀あり。廣東を行田と云ひ、古來商工の徒多く、此に住り、今に繁昌の市街たり、東南を佐間とし、今忍町の當内とす、城址、及び舊武家邸地に、近年成田村と稱したり、成田村の西は持田村なり。天正十八年成田氏滅亡し、江戸の持内に歸し、德川下野守忠吉（家康の三子）に與ふ、後松平中將[illegible]守忠秋の居城と爲り、大に築造を加へ、封十九萬石、[illegible]に九代[illegible]正權に至り、文政六年奥州白河城へ移封し、松平下總守忠堯（奥平家）勢州桑名城より來り之に代る、封十萬石、以て大政維新に至れり。

新記云、忍城は平壤の[illegible]なり、東を首とし、西を尾とす、内郭、外曲輪とも、[illegible]或は深田を以て固となし、最要害なる地にて、[illegible]七名[illegible]、城下町は曲輪の内に在り、曲輪の周回は凡二里半、[illegible]は推て知るべし、東鑑に忍三郎、忍五郎、忍小太郎、忍入道など見えたれば、忍黨の人は早く其地の主を見、ここに住せしは論なし、されど此頃より[illegible]とは思はれず、小田原記、關東八州古戰錄を合せ考ふるに、成田下總守入道宗蓮、兒玉武藏大[illegible]行を殺して、其が所領を併せ、忍

城を築くと、重行を或は忍大掾ともあり、成田系譜に據れば、成田が忍の城主となりしは、文明年中なりと見え、又宗祇法師が東路土産に、武州成田下總守顯泰の亭にして「あし鴨の汀はかりの常世かな」と詠し、又註して曰く、「水鄕なり、舘のめくり四方沼水、幾重ともなく、蘆の霜枯、二十餘町、四方へかけて、水鳥鷹多く見えわたる」と、(今按、此書、永正年中宗長作)顯泰は親泰が父なり、親泰卒し其子下總守長泰城主たりし時、永祿四年三月、新管領上杉景虎、鶴岡社參の時、長泰總門に候し有りけるが、作法無禮なりとて、景虎怒り居にて長泰の烏帽子を打落す、長泰無念に念ひ、これより上杉を背き、小田原北條家の麾下に屬し、孫下總守氏長まで、三代當城に住せしが、天正十八年小田原陣の時、氏長及び弟左エ門尉泰親は小田原の加勢に加はり、當城には留守として、成田肥前守泰季を置き、城兵すべて二千余、敵の寄來るを待つ處に、寄手は石田治部少輔三成、當城へ驅せ向ふ勢都合 萬六千人、三成下知して、城地のひきゝこそ幸なれ、水責然るべしとて、利根川を洩來りて、之を降伏せしむ、同年八月、松平主殿助家忠に賜はり、采地一萬石を領して在城せしが、文祿元年、家忠は下總國上代に移して、當城を下野守忠吉朝へ賜はり、慶長九年忠吉尾張國清洲城に移りたまひしより、御番城となり、それより十四年を經て、寛永十年松平伊豆守信綱が居城となり、同十六年阿部豐後守忠秋に替り、今も其子孫の居城なり、昔伊豆守信綱が頃までは、城の構も狹く、ことに疎略なる造營なりしを、豐後守忠秋の時、修補を加へて、今の如く大手口、丸馬出、櫓など建て連ねしといへり。

北越軍記云、永祿十二年正月、謙信越前を立て、忍城へ取詰められ、皿尾皆破れ、忍へ取掛給ひけれども、西北の間、細畷三町許にて、左右大沼なり、南北も大沼、廣さ三町、或は二町なり、東方大手口田口も、道細く堀沼多く、大軍通はん様なし、云々。○管窺武鑑云、天正十八年、小田原攻の時、忍の城主は小田原へ籠り、坂卷靱負、成田內匠等、留守居に指置候、石田治部少輔等掛て、攻あぐみたるも道理、此城は關東七名城の內なり、其は佐野の唐澤山、新田の金山、佐竹の太田山、是を三の山城と云ひ、忍、宇都宮、川越、厩橋、是を四箇の平城と云ひ、城始りてより、終に責落されたることなしと申傳へり。

家忠日記云、天正十八年八月廿六日、江戶迄こし候、なしの城請取付、早々移候への由、御意候、廿八日、岩附近所迄こし候、廿九日なしへ越候、松平周防より城受取、十月發句、

しくれずば月をまつべき山もなし、

おくく松(德川忠吉の幼名)樣衆と、家分すみ候、十九日、伊奈熊藏、我等知行、上川上迄入られ候、廿一日、長野迄こし候、二月九日、清善寺にこし候、七月、龍園寺、清善寺、ふかやの善久坊、いる鉾候、九月、本光寺家普請候、永ちう寺東堂こし候、二十年二月、忍の城わたして、新鄉より舟にて出候。

甲子夜話云、忍城は堀ことに多し、因て居住の士、城主の所に出仕するには、多く堀中を舟行して赴くとぞ、又門行の內に、頭の宅を構へて、直ちに其門を出る、又この城の上に流川あり、これを引入れて堀水としたり、故に障子を開けば、堀の水悉く出去て、乾堀となるとぞ。

長久寺(チヤウキウ)　忍の行田町に在り、新記云、長久寺、新義眞言宗、擁護院と號す、寺領二十石、昔より城主の祈願所たり、忠吉卿歸依あり、尾張清洲へ御移りの後、彼城の艮の方にも別に長久寺造營ありて、今に存せり、當寺の草創は、文明の頃、成田下總守顯泰、開基旦那として、通傳法印起立す。又云、正覺寺、忍の持田村に在り、淨土宗、開山を讓蓮社明譽智教和尚と云ひ、駿河國横內正覺寺を創し、元龜年中當地に來り、成田下總守氏長の祈願を受、當寺を起立し、天正六年當寺に卜居す、遷化あり、三世の源道の時、左中將忠吉卿堂、寶壽院殿の位牌所に定められ、寺領三十石。

行田(ギヤウダ)　今忍町へ合す、即城下大手口の舊市巷にして、長野村と相接す。

家忠日記云、天正十九年二月晦、ぎやう田筋に、火事出來候、七月、行田市にて、富三小性、ゑ油うりを押買、其上打擲候、沼津衆、ぎやう田市にて、人を切候。○新記云、忍の城下町は、大手口(サンノマチ)の外にあれど、外曲輪の內なり、西は本城にて、南は佐間口門を境とし、北は忍川を隔てゝ、皿尾、谷之鄕(ヤンガウ)の二村、東は長野村なり、この忍川に添て、土居を築き、北谷口、長野口の二門ありて堅めとす、總名は行田町にて、上町、下町、新町、八幡町等の小名あり、又此地谷之鄕の內なれば、谷之鄕行田町ともいひ、地子免許の地なり、按に、行田は古き地名にや、東鑑、承久三年宇治合戰手負人の內、行田兵衞尉とあり、又成田分限帳に、行田半藏と云ふもの見ゆ、

長野(ナガノ)　今長野村と云ひ、行田の東に別立す、即若小玉、埼玉池の西邊なり。○新記云、長野は忍城下町の行田、佐間の東に續く、東鑑に畠山重忠が弟長野重清と云ふ人を載す、是恐らくは當所の住人にして、在名を氏に唱へしならん、管領上杉の老臣に、長野信濃守などあり、又忍の成田が家人に、長野・孫齋あり、是等重清が子孫などにや。

持田(モチダ)　今持田村と云ひ、前谷を合せたり、忍城址の西方にして、大里郡の佐谷田、大井の諸村に連なれり、古文書に糯田(モチダ)に作る。

(糯田)　下埼西郡之內、糯田鄕住人等、定補鄕司職事、新田入道殿、右以人、爲彼職任、可令執行鄕務也、仍之沙汰

合、仕人等宜承知、莫違失、以下、

治承五年十一月　　源朝臣（判）

新記云、持田村は忍城持田口の内にあり、古は糯田と書きしといへり、由良氏文書の內、將軍賴朝より糯田上內入道へ出せし下文、又岩松文書、文永三年岩松家本領所注文に、糯田郷と載せ、新田家より岩松家へ相傳せしと見ゆ、又持田氏系圖に、持田左馬助忠久は、[illegible]の人にて、深谷の上杉憲盛に仕ふ、其子右馬助忠吉も、上杉に仕へしが、上杉沒落の後、成田氏長に仕ふと見ゆ、又成田分限帳に、永五十[illegible]貫文持田右馬助、永五十[illegible]貫文持田長門と載す。

皿尾（サラヲ）　持田の北にして、忍城址を去る數町のみ、今池上、池守等へ合せられて、星宮（ホシミヤ）村の管內とす。〇新記云、永祿四年、上杉輝虎皿尾城を築き、（或は佐尾とも書るもあれど、誤りなるべし）木戸監物入道玄齋を置、成田を守らしめしに、[illegible]成田下總守に[illegible]、上杉に背しかば、輝虎怒て其城を攻[illegible]、北越軍記、松隣夜話等に載たり、今村內に[illegible]と云は其城跡なる[illegible]

谷郷（ヤノカウ）　行田の北に接す、今和田、齋條（サイデウ）に合せられて、星河村と改稱す。慶長三年、播磨部奈良大關坊の配付に、屋とのみ記すも、此地なり。

新記云、谷之郷は忍城北谷（キタヤノクチ）口門の北にあり、今の忍城郭內、及び城下町邊も、當村の地に[illegible]、正保の改には谷村と改す、今は谷之郷と記すれど、唱へは猶ヤガウといへり、又[illegible]村[illegible]の內、[illegible]元年十月、[illegible]彥四郎名の田、[illegible]所」と載せしは、當所のことなるべし。

荒木（アラキ）　今荒木村と云ひ、小見（チミ）、白川戸（シラカワド）を合せたり、小見、白川戸は星川の南方にて、星川は小見の東に於て、見沼用水と相和し、南方へ折れ下る、荒木は其[illegible]て、新郷村の西なり。

二十四輩遺跡圖會に「御親鸞聖人の直弟の中にも、下野高田大內家の息男、[illegible]佛上人は、由緒[illegible]なる、興正寺の[illegible]代を相承すと雖、後父[illegible]の高田專修寺寺務を、聖人より仰開られたる故に、興正寺を源海上人に附屬して、關東に下り給ふ、源海上人も同じく聖人の有弟なり、武州荒木の住人、[illegible]、[illegible]武に[illegible]あるよしなりしが、聖人の[illegible]を持ち弟子と成り給ふ、[illegible]元年、[illegible]十四歲なりき、源海上人の事は、[illegible]、其外諸書に委し」云々、この源海は即此邑人なるべし。

小見（チミ）　今荒木村の大字なり、星川を隔て其南に在り、郷名小見の北にして、[illegible]古墳在り、因りて小見は古[illegible]主の名の遺れるならんと說く者あり、史料通信[illegible]云、小見の古[illegible]は、安閑天皇紀なる武藏國造笠原使主[illegible]なり、小見、[illegible]名は、使主と假名はやや違ひたれども、音相通なり、隣境に笠原村あり、此笠原村はやがて和名抄、埼玉郡笠原郷なれば、此小見村も昔笠原郷の內ならん、同治十[illegible]年、小見村[illegible]上之宮、岩[illegible]の記に曰ふ、小見は忍の行田町より、上州舘林町に至るの街道にして、行田町を距ること廿七町なり、[illegible]入口に[illegible]、[illegible]年月詳ならず、[illegible]山は牛[illegible]の胡[illegible]狀の壁[illegible]なして、杉檜蓊然たり、山頂の北側に[illegible]み、其の蓋石は二枚にして、其材は秩父より出す青石の[illegible]に金[illegible]ありて、中央より東北に當りて、石灰の如き白粉あり、集めて之を粉するに十有餘の齒を得たり、因て是れ太昔の所存せるものなるを信る、然れども碑文誌銘の徵すべき者なければ、何人の墳なるや知るに由なし、[illegible]の製を以て之を考ふるに、孟大化以前のものなるべし、又此山の東南の方に別窟あり、二枚の石を以て門戶と爲す、[illegible]七尺二寸、[illegible]一丈七尺、高さ六尺、而して中央に石障を設け、分ちて兩室となす、石障の下方に方孔を穿ち、[illegible]の如し、前室に出入すべく構へたり、上下四方皆一枚の石にして、其質亦秩父青石なり、而して其後室に、一の觀音を安置す、云々。

新記云、小見村は昔小見[illegible]、百貫文の所務[illegible]、成田分限帳に載せたり、眞觀寺、眞義眞言宗なり、觀音堂の後の方、小高き所に、八尺四方の岩窟あり、寬永年中、そこより[illegible]を堀出せしとて、今も存せり、青き板碑にて、前面に金[illegible]、[illegible]年八月、[illegible]と彫れり。

星川（ホシ）　成田上之村に發する野水なれど、近世大里郡大麻生、石[illegible]の邊に、荒川を堰入れて[illegible]、[illegible]之村の西に至り、見沼代用水又之に合流す、[illegible]東南に進み忍川を合せ、[illegible]を分ち、[illegible]の南に達し、代用水を分ち、本流は篠津村に至り元荒川に注す、上之村より[illegible]里、新記云、星川は[illegible]と云ひ、[illegible]村にて、[illegible]村小宮堰の下に至り、始て星川と名つけ、同村成田龍淵寺の境內龍ヶ池より湧出する水と合ひ、東流して篠津村にて元荒川に合す、川幅十三間餘。

上秦郷　和名抄、[illegible]今詳ならず、幡羅郡の東[illegible]、今北埼玉郡の成田、

中條の邊にやと推知せらるれば、假に埼玉郡へ移して、後の考定をまつ。

上奈は下奈と相並びたれば、今其の所在に迷はるゝ郷名とす、両ながら幡羅郡内に在りけん、近年萬和田を今村と改むるも、和田てふ名は奈の訛なりと論じたる故ならん、和田、今の異同は今更にしるさず、萬和田の東なる中條の地は、地勢本來幡羅郡なるが、埼玉郡へ入りしかとも疑はるれば、上之村(成田)は上奈郷にして、星河村の大字和田も、奈にやと論すべし。幡羅郡司助高此に居り、幡羅大殿と稱へられ、成田氏の祖先たり。

下奈郷（シモツヘナ）　和名抄、幡羅郡下奈郷、今上奈に准すべし、和名抄郡郷考に、續紀、寶龜元年、武藏國上奈郡秦良神預官社と、文を引きて、上奈は上奈の誤りにて、上奈良の下略なりと釋けり、されど續紀の原文には、上奈となく、幡羅と載す。

成田（ナリタ）(上之村)　近世には上之村（カミノムラ）との(み)唱へたり、忍町の西北一里、熊谷驛へ僅に半里、星川は村中に起る。

新記云、成田上之村は、今村内に上組、中組、成田の四區あり、上之村とは中下等を省きたる稱なるべし、古城跡は堀内と字す、成田氏數代住居の處にて、後年こゝより忍城へ移りしとぞ、成田家譜を按するに、成田は藤原伊尹公の子、左中將義孝の三男、武藏守忠基の五代、式部大輔助高に出づ、助高當所に住せしより、在名を氏に唱へり、是成田氏の祖なり、是より下總守親泰まで、八代こゝに住せしを、文明年中、或は永正の頃と云ふ)忍城へ移りしと、(按、龍淵寺開毫寺文書に、嘉暦三年、武州埼玉西郡、成田郷内地を寄附の事見ゆ、成田を古の幡羅郡奈郷なりとすれば、埼玉郡の稱も、近世の事にあらず。○北越軍記に、成田氏の祖助高は、幡羅の大殿と稱へて郡司たりと云ふは、奈古傳の遺文にて、助高の世には、此邊まさに其幡羅郡中に屬す。

○鎌倉大草紙云、永享十二年七月[illegible]、一色伊豫守、武州北一揆を相かたらひ、刀根川を馳越へて、武州の須加土佐入道か城[illegible]、須加か[illegible]部等共楯籠て[illegible]り長尾景仲、成田の館に發向す、云々、文明十年三月十日、長尾景春は成氏(古河公方)の御陣成田へ參りて、千葉孝胤と[illegible]し、羽生に陣取り、同十七日、成田を越え、[illegible]と成田の間に陣を取り、成田の御陣より、須田中務丞を以て使しけるか、上州にて申し合せ候ごとく、公方上杉、上下御和談、別義無之候、云々。

龍淵寺（リウヱンジ）　上之村に在り、曹洞宗曹洞派の名藍にして、寛永年中和尚清顯和尚の創めし所なり。成田氏代々の葬地にして、開基は成田左京亮家時なり。○新記云、天正十九年、東照宮此邊御遊獵の時、當寺へ入らせたまひ、時の住僧吞雪は西郷氏にて、三河に在らせられし時、御手習の相手なりし故、古き馴染をおぼして召出され、御墨の仰ごとあり、且當寺の山號を問給ひ、入國の始め太平山にへる寺、吉瑞なりとて、寺領百石の御朱印を附させられしとなり、太平山天鈞院と號す、寺號の鐘の銘に「武藏國埼玉西部、成田郷、太平山龍淵禪寺、常住、明大永五年九月」とあり、又小田原記に立園寺とあるは、此寺をさすなるべし。

武陽寺誌云、龍淵寺年代記一冊、卷中には大永、享祿、弘治、永祿の際、還亂實聞の事を書し、北條上杉攻戰の事、南野武州、同背離合の事等に於て、頗る實に資するものあり、歴代住僧の書き續けるものと見え、卷首より永祿までは、筆跡一樣なれば、永祿時代の記事なるべし、元龜より慶長まで又一筆なり、元和より寛延寶まで、又數人の筆を經しが如し、永祿以前に往々追加の記事あるに、元龜[illegible]長[illegible]筆[illegible]、[illegible]人[illegible]、[illegible]、吉信撰するに足れり、[illegible]、成田[illegible]記、北條五代記、小田原記、關東古戰記等[illegible]も、[illegible]に足る一書[illegible]、[illegible]音、其事實中[illegible]修の成田系譜等もあり。

箱田（ハコダ）　成田村の大字なり、[illegible]北に密接す。○新記云、箱田は[illegible]、成田系圖に箱田右馬允、其子別部承[illegible]、其子三郎兵衛尉能忠、其子三郎四郎忠などあり、是等成田の一族にして、爰に住し箱田を以て家號とせしものならん、古保の[illegible]には此村名を見ず、[illegible]保元物語、源氏揃の條に、武藏國には中條五郎、箱六、成田太郎、箱田次郎、河上三郎、云々と載す、頗古名なり。

池上（イケガミ）　今池守、皿尾、小敷田等をも合せ、[illegible]村と云ふ、成田と忍町持田との中間にして、星川に緣る。

武藏國埼西郡、池上郷、施無畏寺、治承[illegible]一枚、右者、當寺奉爲關東右大將家御菩提、所令建立也、向此佛像上、忽逢取之、難倍成就即來往、知元令治壽、仍銘作日、(中略)延慶二年己酉十一月五日、願主、正六位上、行左衛門尉、藤原朝臣道敬、敬白、大工、[illegible]權守[illegible]、(古風土記)

中條（チユウデウ）(上中條)(上川)　上中條は成田の北半里、星川の南邊にて、幡羅郡奈良庄、高和田等と鄰す、中條と成田との間に上村あり、今成田と共に上奈郷なり、保元物語に、武藏の人川上三郎の名を見ゆ、此に住せしならん。

新記云、上中條は江戸より十六里の行程なり、世良田長樂寺に藏する、建長四年文書に「奈田一町、在武藏國中條保内、本圖郷、吉政所南余町」と云々、この本越といへる所は、今は小名に遺れど、余町と云ふは其

地を傳へず、又貞治四年寺領注文に「一所、武州中條、常進狀有之」と載せたれば、當所は昔長樂寺の領なり、成田分限帳に中條氏あり。

人類學會雜誌云、近年埼玉郡中條村の古墳より掘出せる土偶は、埴輪の殘缺也、一は男躰にして冑を着せり、衞士の像なるべし、一は女躰にして侍女なるべし、女躰に最も注意すべきは、耳の下に輪狀の痕跡の存せる事是なり、耳環を着けたりしが損壞せしものと見えたり、其他結髮の形樣も亦奇なり、並びに以て我邦上古の女裝を考ふべし、初め堀出したる時には、數躰ありしが、或人之を拔歸りて庭前に建置きければ、遠近來り觀るもの日に夥しく、香花を供するに至る、縣吏見て不經と爲し、若干を打碎きたりと云ふ。

河原（カハラ） 後世南北の二に分れ、今も北河原村、南河原村といふ、上中條の東に隣る。犬塚、大塚、馬見塚の三村は、共に古墳の名に因れる歟とおもはるゝが、近年並びに南河原へ合せたり。

新記云、北河原の照巖寺は禪宗、開基不詳、藥師堂、勝景の地なるにより、近世八景の題詠あり、「利根川歸帆、武者小路前權大納言實陰卿、雲ひらく利根の川との見るうちにこなたやとまり皈る舟人、熊谷晩鐘、高野權中納言保光卿、かれの音に聞はむかしの夕くれもあはれ忍ぶ袖やぬらさん、長井夜雨、高松從三位重季卿、いねがてに夜半も長井の秋はさぞおもひやるだに雨ぞさびしき、成田落雁、日野前大納言資時卿、いくつらぞ成田の面におつる雁いづみの山の峯をこえ來し」などあり、河原兄弟碑、一は文應二年、一は文永二年と彫り、共に彌陀像、施主の名あり、正しき供養塔なり、されど平家物語に見ゆる、私市黨河原太郎高直、次郎忠家とすれば年代あはず、太平記文和四年二月、神南合戰の條に「河原兵庫助重行は、今度の軍に打負ば、必打死せんと、兼て思ひ儲けるにや、敵の早寄んとて方々より打よるを見て、今日の合戰は我一人の悅哉、元暦の古へ、平家一之谷に籠りしを責し時、一の木戸生田（イクタ）の森の前にて、我が先祖河原太郎、同次郎が、城の木戸を乘越て打死したりしも、二月なり、其國もかはらず、月日もちがはず、重行討死して、愈々先祖の名を顯はさば、冥途黃泉の岐に行合ふにも、尊靈さこそは悅び給はんずらんと、淚を流して申けるが、云つる詞に少も違はず、數萬騎の中へ只一人懸入て、遂に打死をしけるこそ哀なれ」云々、是らの人は當國に取ては、名譽の者と云べし、土人かれこれ傳ふるも道理なり、此二碑は南河原の畑中にありて、正保改の圖にも、小高き塚を畫かき、河原兄弟墓と記されしが、後其塚を切崩し、碑をば觀福寺境內へ移せり。

犬塚（イヌヅカ） 今南河原村の大字となる、其小字に西新井といへるもあり。

家忠日記云、天正十九年六月、知行壹萬石、新郷近所にて渡候、四千七百餘石、新郷、下新郷、荒木、別所共、三千三百餘石須賀村、九百餘石いぬつか村、西新井村共、三百餘石下中條村、六百八十餘石酒牧之郷にて、云々。

馬見塚（マミツカ） 今南河原村へ併す、星川の北岸に瀕れり。○新記云、馬見塚村に小塚あり、此邊昔馬市立て、この塚上に登り馬の善惡を見わけしゆゑ、いつとなく村名に呼びなせしと云ふ、成田分限帳に、永二十一貫文、馬見塚三河と載せたり。

酒卷（サカマキ） 今北河原村へ合す、利根川の堤防に沿ひ、下中條の西に並ぶ。北越軍記に「永祿十二年、謙信の先手、羽生須賀等の城を攻落し燒拂ひ、夫より酒卷、中條、北河原、上中條を放火し、熊谷へかゝり、上州迄打入」云々。酒卷村は福川落合ひの所なれば、水さかまく故、逆卷と云ふ、酒字假借して書きしならん、成田氏家人の事を記せし者に、永樂五百貫文酒卷靱負長安とあり。〔新記〕

齋條（サイデウ） 今星河村と改む、南河原の東なり、而も星川の南岸なる和田、谷郷をも合せければ、今は星川の名あり。○新記云、齋條堰は星川にあり、此に星川の水を溜置き、傍に二個の圦樋を設けて、其水を引入れ一條の流となし、當村及び下流十三ヶ村組合の川水となせり。

須加（スカ） 今下中條を併せて、須加村と云ふ、酒卷の東にして、利根川の岸に在り、忍町の北二里。見沼代用水の渠口は、須加の西に在り、享保十二年の開鑿にかゝり、東南に導かる。

須加とは洲處（スカ）の義なるべし、對岸上州邑樂郡にも同名あり、又隣近の川俣村にも小須加あり。横瀨氏の家譜を閲するに、横瀨信濃守國經、武州須賀合戰の時討死し、其子雅樂頭泰繁、其家所藏の文書にも「去年十二月三日、於武州須賀合戰之時、父信濃入道打死、非自身被疵」云、末に正月九日、横瀨雅樂助殿、義晴と見ゆ、年代を載せざれど、雅樂助は大永、天文中の人なり。○新記云、成田氏分限帳に、永樂百貫文須賀修理大夫奉名と載せたり、南方紀傳に「永享十二年七月朔日、一色伊豫守、武藏國に蜂起、須賀土佐守が城を攻落す」鎌倉九代記、七月三日合戰の條に「一色伊豫守は、去る月に鎌倉を逐電し、武州の成田が館にかくれ居りしが、北一揆の者どもをかたらひ、七月朔日の夜、ひそかに利根川を渡り、須賀土佐入道が館に夜打し、家に火をかけ、ときをつくりて打入けり、思ひもよらぬ事に、家の子郎從さわぎ立て、出合防きけれども、かなはずして、須賀入道を始め、一人も殘らず討れたり」と、今地理を以てみるに、當村の向ひ上州邑樂郡にも、須賀村あり、前條に武州より利根川を渡るとあれば、則向ふの須賀村のことにや、疑ふべし、一色伊豫守成田が館より起りて、當所によするに、利根川を越しといはんには、地理の次第合はざるに似たり、この土佐守は修理大夫が先祖と知るべし。

見沼代用水　須加村の下中條より起り、星川に通し、元荒川、綾瀬川を踰えて見沼新川に達す。一足立の諸村里、凡十三萬石の田地を灌漑す、支渠頗多し。

新記云、三沼代用水、分水口は利根川堤にあり、是は三沼新田開發の時、當郡及び足立郡用水のために、井澤彌惣兵衛爲に利根川分水の口を開きて、二個の圦樋を設く、一を元圦樋と云ひ、享保十三年に造る所なり、長二十四間、横二間、一を増圦樋と云ひ、長さ同し、是は翌十四年造る所、此二箇の圦樋の水、合して一條の流となり、當郡荒木村に至り、星川に合し、其以下村々の用水とす、當所に圦番屋を建置き、圦樋を守らしむ、此用水は埼玉足立の中、すべて三百四十七村、高十三萬石の水田にそゝぐ。

新郷　今新郷村と云ふ、上下の二大字に分れ、南を下とし、北なるは上なり。昔は利根川上新郷にて二派に別ち、新郷の東をば、會野川の流れければ、新郷と川俣、岩瀨は全く江流を隔てたり、近世は會野川塞がれ、形勢大に變す。

新記云、新郷村は利根川北を流れ、行田、舘林の往來の渡あり、又江戸運漕の河岸場ありて、江戸まで水路三十六里に及ぶと云ふ、會川は村の東を流る、水源は村内にて悪水合し、羽生領の村々を歴ること三里餘にして、篠崎村にて葛西用水堀と合す、古は利根川當村の北にて二派となり、一は今の利根川、一は此會川にて、南へ折れ郡中を貫き、川口村にて又前の利根川に合したり、當時は今の利根川に劣らぬ大河なりしを、忍の城主忠吉卿の家人、小笠原三郎左衛門、文祿三年、堤を對岸川俣村まで築きて、水行を止めしゆゑ、古川となりしよしを傳ふ、御關所は利根川堤の外、小名別所に在り、其創置年代を傳へず、木戸門二所あり、木番所、見張番所の二備りて、往來の旅人を改む、對岸は川俣村なれば、川俣御關所と云ひ、忍城より家人數輩を置き非常に備す、昔會川のしめ切の時、水勢はげしかりしに、西福寺什僧某、堤成就の祈禱功ありしかば、其報として屋敷を與へられし時の文書なりとて、當寺に藏せり、其文に、

口上、新郷あひの川之堤、見廻候に付者、屋敷新開共に、役行人に出候間、如此之者也、仍如件、文祿三年午三月廿一日、小三頁左(花押)　行屋西福寺、

家忠日記云、天正十九年十月、新郷市日を、百塚に新市を立候て、引候はん由候、二十年二月、忍の城わたして新郷より舟に出候、下總國上代へ所替。

餘戸郷　和名抄、埼玉郡餘戸郷。○今詳ならず、蓋埼玉郷の餘剩にして、會川の彼方なる、羽生領の地にあたる歟。

羽生　今羽生町、人口四千、忍の東北二里。東武鐵道之を經由す。近世は四近の諸村八十四を羽生領と云ひて、北は大利根に至り、西南は會川、東は古利根を帶び、全く水に圍まれたり。又萬治三年、葛西用水を羽生の北半里、川俣村より導き來り、東南へ通す。

新記云、羽生は江戸より行程十六里、毎月四九の日市あり、村内大聖院に安ぜる毘沙門の銅像、應永中の銘に、武州太田庄北方古江郷と鐫たれば、元此邊に此郷名ありしこと知らる、夫木集、當國の名所に、古江浦をのせて「蘆田鶴の古江の浦にあさりする海士とや見えし旅行我を」とあり、按するに、當所は昔利根川に添たる地なりし由、今も近く會川と云ふあり、これ古利根川の一流なりといひ、萬葉集埼玉の津などよみ、且近き邊岩瀨村も、古歌に入たる岩瀨の渡などといへば、古江もこゝの事なるべし、又羽生の唱の起る所は、古き書には未見されど、正覺院に藏する、永祿元年の文書に、武州太田庄羽生正覺院門徒云々とあり。(古簡或は埴主、又羽入峰にも作れり)

（古江）

羽生城址　新記云、羽生城址は町場の艮位にありて、其蹟は皆水陸の田となれり、平城にして西を首とし、東南北の三方は沼田にて、西の一方のみ平地に續き、此所に大手の口あり、當城は木戸伊豆守忠朝、弘治二年築き、姑くこゝに居住せしが、天正三年六月、成田下總守のために陷り、忠朝討死せしより、成田氏の持となりしに、天正十八年、大久保相摸守忠隣が居住に賜はり、家人鷺坂道可を城代として、其身は江戸に奉仕せしが、慶長十九年此地御料に屬し、其古城も破却せられぬ。○北越軍記云、永祿十二年、謙信公武州羽生城へ押寄候、是れは木戸伊豆守籠候を、先手にて大手押破る、伊豆守夜に入り城の後なる沼を渡り逃失せたり、元龜二年、木戸玄齋も謙信へ歸參し、川田軍兵衛を越府より遣され、羽生城へ入れらる、玄齋が子監物は越府勤仕、云々。○小田原記云、成田旗下、羽丹生城主羽生豐前守が兩家老、河田の藤井修理、志水の木戸源齋と云者あり、木戸源齋は輝虎へ心を寄せしも、終に打負、牢人して孟尼に要害をかまへ、忍城の隙をうかゞひ、夜懸苅田の迫合止事なし。

武州太田庄、羽生正覺院、御門徒中之事、各自幼少又若輩、御尊師之霊御指南、御造作勤行秘法傳授候而、其上依自分之望、破戒啓形に被成事、誠以一代之盗賊法敵不可過之候、於向後者、必揃夫父子、其外同心家風之内、彼御門徒之新發意等也共、指南召使儀、不可有之候、若違背之者候者、其主人非而可遂追放之旨、如件、永祿元年丙寅、三月廿六日、廣田式部太輔直繁(花押)　正覺院御同宿中、

川俣　羽生町の西北半里にして、利根川の岸に居り、會野川の舊分岐にあたる。近世は新川俣の東に、葛西用水の分水渠を設けられ、會野川も細溝を通して灌田に供せらる。○最近の開通に係る東武鐵道は、東京本所區吾妻橋に起り、千住、粕壁、久喜等を經由し、川俣に達す、凡四

十二里、舘林、足利に達する設計とぞ、
按、川俣村の對岸、上州邑樂郡にも川俣村ありて、其北りに古河道跡も存す、邑樂の川俣も、昔は埼玉の屬にて、利根は此にて二分し、一は今川、一は古川を流れしが、後世其中間に新河道を開き、川俣は分けて兩岸に分れ、北なるは上州邑樂郡へ屬することとなれるならん。
又川俣村の田間に、丘垤の散在する者、星宿の羅列するごとし、塚山に似たり、或は沙山とも云ふ、又堤防の創築せられて、築堤の形狀に變したる者ともつたふ、不詳。
今川俣の渡津は、上州舘林町、野州佐野町より、武州への往來にあたる、忍町より舘林まで[illegible]里。

岩瀬（イハセ） 今岩瀬村と云ひ、羽生の西に鄰り、會の川を隔てて邑樂郡に對す、或は此を以て、古記の岩瀬の名に擬すれど、三代格、[illegible]二年官符に、武藏國石瀬河とあるは、東海道の驛路に係り、下總國へ往來し、後の隅田、大井と相前後すべき者なり、故に石瀬川とは、多摩川の古名と判知せらる。之を此埼玉郡の地とすれば、古驛路の形勢に合はず、又岩瀬てふ名所は、國中、諸處にもつたふ、新記云、會川は昔流れも廣く、當村（岩瀬）も此川に添ひたりき、[illegible]川、岩瀬の渡は、[illegible]の名所なるべし、大木集に[illegible]あれど、其歌も載せられず、何れの地か[illegible]りがたし、されど當國の內、岩瀬と云ふ、[illegible]に見えず、[illegible]に[illegible]き地[illegible]、[illegible]に古は[illegible]とありて、[illegible]にも[illegible]るにや、[illegible]の[illegible]に一首[illegible]岩瀬の渡り[illegible]、[illegible]山[illegible]、[illegible]一首とせる岩瀬の渡り小夜更[illegible]山[illegible]、[illegible]見え、成田分限帳に、[illegible]十[illegible]岩瀬[illegible]、[illegible]岩瀬小兵衛とあるは、在名を稱せしものならん。

須影（スカゲ） 今須影村と云ひ、下羽生、[illegible]、[illegible]、[illegible]等をも合す、羽生の南にして、志多見の北なり、志多見須影の間は即會川にして、用水、[illegible]は會川に[illegible]ある

地なり
若松文書、弘安元年の道愛本領注文の中に、武藏國の秀安（ヒデヤス）郷とあるは、この秀安なるべし、[illegible]と名田より出しやなること著し。

（安秀）

下手子林（シモテコバヤシ） 今手子林村と云ひ、須影の西に鄰る、羽生へ一里、葛西用水村內を貫通す。大字藤戸（ウワト）は川崎の東に並び、會野川に瀕れり。

葛西用水（カサイヨウスヰ） 川俣村の東に利根川を分派し、羽生町の東を貫きて、東南に灌ぎ、大桑村（川口）に至り、古利根に匯合し、以下古利根の河道を流れて、埼玉[illegible]、[illegible]、以下葛西領の溝渠に至る十五六里もあらん、見沼用水と相竝せられ、[illegible]の名を[illegible]なり。
新記云、葛西用水は川俣に分水す、此用水は東葛飾郡[illegible]手領堤、浜[illegible]の水道にて、萬治三年、伊奈半十郎指揮し、[illegible]道あり、堰幅三間、其後享保四年、伊奈半左衛門、[illegible]兵衛本りて、上川俣村の內、新に其樋を設けて引水となし、[illegible]玉葛飾二郡十六[illegible]の用水とす、又[illegible]北河[illegible]の用水路にて、萬治三年[illegible]、葛西用水[illegible]、萬治三[illegible]、[illegible]代官伊奈半十郎、[illegible]の[illegible]設ある[illegible]し、[illegible]上郡[illegible]用[illegible]村（[illegible]）に[illegible]門を設け、村根川[illegible]水を分流し、東[illegible]、羽生町、手子林等を[illegible]、宿[illegible]東[illegible]、會川を合せ、利根川古道に[illegible]、川口村[illegible]、以下[illegible]古[illegible]利根用水路なり、北葛飾郡[illegible]野村に至り、[illegible]、[illegible]を[illegible]し、大落[illegible]と稱し、東南[illegible]、南[illegible]下[illegible]、大[illegible]、[illegible]松伏溜井と稱す、同郡大吉村と、北葛飾郡松伏村の間に至り、[illegible]に分へ、[illegible]門を[illegible]、東[illegible]に[illegible]る者なる古[illegible]根[illegible]、西南にある者は南[illegible]郡に入り、增林村を[illegible]、[illegible]町の東に[illegible]、之を[illegible]、葛西溜井と稱す、別に須加堀あり、北より來り、字內野に至り、陰菀を設けて溜井の東を過ぎ、岩林村に入る、寛長拾八間、[illegible]下流瓦曾根村に至り、元荒川に會し之を[illegible]、[illegible]な瓦曾根溜井と稱し、八條領の水田灌漑の用に供す、又閘門を設け分ちて二派と爲し、仍葛西用水と稱し、一派は南流して、古利根に入り、一派は西流して[illegible]村に至り、古川（後瀬川古道）を貫き、南足立郡六木村に至り古[illegible]川と爲る、源頭本川俣村より琵琶溜井に至る七里九町、琵琶溜井より松伏堰に至る六里拾[illegible]町、松伏より瓦曾根溜井に至る[illegible]里餘、瓦曾根より埼村に至る[illegible]里餘、[illegible]拾七里卅餘町と爲す、其下葛西領に灌漑す。

不動岡（フドウヲカ） 今不動岡村と云ひ、手子林の西南に鄰り、會野川の北岸に在りて、加須町と相對す、

三俣（ミツマタ） 今三俣村と云ひ、北篠崎を合す、不動岡の東に並びたり。

今泉（イマイヅミ） 今尾崎、藤井（フジヰ）、發戸（ホツト）等を合せて井泉（ヰヅミ）村と云ふ、川俣村の東なり、尾崎は[illegible]萬葉集なる埼玉の小崎の沼に擬するは、形狀に於て合はず、同名異地とすべし、

（發戸）

發戸は利根川に臨めり、和名抄、足立郡發度郷と同名なる[illegible]、其後を知らず、此邊に近世[illegible]部の一郷あり

（藤井）

羽生之內、[illegible]、[illegible]寺、[illegible]古蹟、年來致大破之由候、今に其度御入國の上、御繩打御坐候間、熊藏殿[illegible]、由請候、此旨治部少輔に、爲申聞候間、寺中[illegible]門[illegible]之事、[illegible]田共に、[illegible]候、[illegible]後日[illegible]、仍[illegible]
天正十九年卯年[illegible]月[illegible]日、大久保治部少輔內、
[illegible]長寺侍者中 [illegible]可

尾崎（ヲサキ） 今井泉村の大字とす。○新記云、紫一本に、埼玉津は足立郡見沼池の邊なりと云ひ、武藏名所考にも、埼玉津は此說を踏襲して、小埼沼は岩槻城下尾ヶ崎村ならん

とふへり、其古堤の跡も殘りて、取りわたし六接に、當中羽生領の隣村に、是同樣あり、其邊多くは沼田なれば、其水害の害なるべく思はる。

村君（ムラキミ）

今村君村と云ふ、今堤の北にして、利根川の堤防に際りたり、其西隣は大越の古邨にて、土地相接す。

新記云、文明十八年廻國雜記に、村君と云へる所をすぐるとて、誰世にかうかれそめけん朽はてぬその名もつらきむらきみの里とあるは、此所の事なり、永明寺藥師佛、貞治六年の銘に、太田庄北方永明寺と載せ、永祿六年の文書に、太田庄北方村君の郷と見えたり、鷲明神、横沼兩村合體の祠は、村の鎭守なり、社地は少く高うして、日古杉繁りいとものふりたるさまなり、相傳ふ當所は村君と呼び住せし地なれば、後村名にも唱へ、又其靈を祀りて村君明神と號せしに、後故ありて鷲明神と改め稱すといへり、是村君の地名より附會せし説なるも知るべからず、されど何の世にか此地に故ある貴人など住したるにや、近き頃拜殿修理の時、土中より長六尺餘、甲冑を帶びし陶偶を堀り出せしが、元の如く埋めしと云ふ、又横沼明神は昔此邊土の息女を祀る所といへど、是も定かなる據をきかず、[illegible]には[illegible]云へる所と云へり、[illegible]なれば、三寶神と稱さ所以あるか、永明寺藥師堂は、長三十間餘、横八間高二丈許の塚上に建つ、古代の貴人の墳墓なるべし、藥師は坐像にて、長一尺五寸斗、背に銘あり、

奉造立、武藏國太田北方、永明寺藥師如來之像、即當寺本尊、十方檀那助成、彼如來之尊像奉造之、兩親上[illegible]一人下萬民平、長壽國、寶台[illegible]、當所地頭、除災與[illegible]、國當寺中安穩、並一寺一衆中、現世安穩、後世善所、普[illegible]、[illegible]、佛得道決定□□□

如來遍照如[illegible]、

貞治六年丁未　月七日　勸[illegible]沙門[illegible]敬白

在太田庄北方、村君之郷之内、養竹寺之事、當庄五ヶ寺之内に候、前代赤岩光恩寺、一乘寺末寺に候、近年無住之姿候、當末代再興被成之處由、住僧之古往院[illegible]任應[illegible]之間任其意候、[illegible]法流小[illegible]寺[illegible]之旨、去年正覺院前住[illegible]取持に候、此上養竹寺門中之[illegible]老中并衆僧江被仰付候、如前々爲光恩寺末寺、養竹寺御再興可有之候、於寺領不可有相違候之條、如件

永祿六年癸亥五月廿八日　廣田式部大輔直繁

養竹寺小寮寺、御同宿中、

當木（タウキ）

今[illegible]村[illegible]合併す、新記云、當木村は舊當木と唱ふ、武藏國以來、慶長の頃迄、大久保彦左衛門忠教が知行なり、由緒書には、永和年中、上野國邑樂郡[illegible]に勸請せしを、不思議の告ありて、永正元年、當所へ移し祀りし由、寶物二保竹は、昔當社地に生ぜしものなるを、大久保當所の地頭たりしとき、伐り取て杖になさんとせしに、忽然雷とゞろきわたりて、從者悶絶し、雷鳴數日止ざりければ、恐れて其罪を謝し、手づから其竹に銘を彫り、奉納せるもの是なりと、銘左の如し、

らいでんくうい御不地として、是をこめ奉也、さる間、彌者ほきやうしうに候間、よろつの事をくれぐれもし、中道のいんにひうけ、こんし三がいのもんにいり、そくしんしやうぶつときはめ、無二やく無三ときはめ申よりして、よろつおしことといたし候へ共、此らいでんにおいて、さらさらおしことならず候間、しやれうなふ村、是ふちをこめ申候以上、此外不申候以上、けい長三年八月一日、つねきちとう、大久保彦左衛門、

三田谷（ミタガヤ）

今彌勒を合して、三田谷村と云ふ、村君の西に接し、今鷲の東とす。

大越（オホコエ）（外野）

今外野（ソトノ）を合せ、大越村と云ふ、羽生の東二里室嶋の西一里半にして、利根川に縁り、古利根の河道址は、此より分れて西南に走れり。

新記云、梅松論に、建武三年武藏國太田庄なる小山常犬[illegible]に宛行云々とあれば、當村に小山氏建立せし寺院あれば、後太田庄と云ふるに、當所の事なるにや、又廣田が後裔に、正保[illegible]文[illegible]、[illegible]、當所に住し、在名を名乘しなるべし。

小山文書、觀應元年藤原秀親讓状に「武藏國石關（イシゼキ）郷、井吉澤地頭職事」云々、また嫡子所領分と題する状に「武藏國上須賀[illegible]、石關郷、井吉澤地頭職事、是太田庄内」、上須賀村半分事、太田庄と見え、その石關吉澤等の地、今詳ならず、小山氏千係の次なれば、此へ掲げて後考をまつ。

右 （闕

樋遣川（ヒヤリカハ）

今樋遣川村と云ふ、大越の南にし、古利根川の西堤に據り、加須町の東北一里、村内に古墳あり、又[illegible]おほむ穴、近世之を千塚道の如く、御諸別王の古墳に隣合して、穴咋塚など云へども、信じ難し、御室は古[illegible]森林にて、いつこにも其名[illegible]あり、外に足立郡御室村の鎭座、氷川な鎭宮より、式内多氣比賣神と推定せらるゝなれば、此なるも其類にて、古利根川古河[illegible]道たるべし、尚も之を以て御諸別王の穴咋塚と爲すは、太早計のみ。

御室神社（ミムロ）

新記云、樋遣川村は昔宿と云へる里なり、村内に今穴咋塚など云ふ古墳七箇あり、近き頃此塚の邊りより、古鏡、古劒、曲玉、陶器の類、また穴堀出し事あり、御室社は今村の鎭守なり、社の立る地は、高二丈餘の塚上にて、左右竹木繁茂せしさま、いと物古りたり、土人は貴人の葬地なるべしと云ふ、左もあらんか、日本紀に、景行帝御諸別王[illegible]あり、東國を治めしこと見ゆ、又其頃は此邊上野國に屬せし地にて、上野、下野の間に、御孫多く殘れりといへば、此邊に御諸別王の子孫殘りしも知るべからず、但此[illegible]傳は近頃成りし物にて、記事に疑異多ければ、信じ難き歟。

菅亜水　樋遣川の邊の舊名なりしと云ふ。○[illegible]記云、菅亜水村は、鷲宮神社の舊鐘、長享二年の銘に見ゆ、樋遣川村邊の山號を菅亜と云ふときは、彼邊の古名なるべし

間口（マグチ）　今岡在倉、北に袋、狛子木等を合せ、豊野と改称す。古利根は間口の南に於て、島川を分流し、其南には會野川の[illegible]あり、島川とは羽生領の悪水にして、末は[illegible]川、[illegible]、北葛飾郡に島川の名を傳ぐ、[illegible]なるべし

古利根川（フルトネ）　[illegible]其本流を[illegible]れて、今く古河の跡となれり[illegible]たれど、間口、[illegible]より以南には、[illegible]存して、今も古利根川と稱し、[illegible]と北葛飾との分界とす。惟ふに古の利根川は、西より來りて埼玉郡の北邊を流るゝや、新郷、川俣の間に會野川の一支を南に分ち、幹河は猶東下し、村君園の下を過ぎ、大越の邊より屈折して南に下り、間口、川口邊に於て會野川を[illegible]したり。されば此一線は、當時の武藏の國界にあたり。古[illegible]に高野川と云ひ、其末には[illegible]川、入間川を合せて、隅田川と云へる者とす。[illegible]も當時今の中にすり、[illegible]、佐波の間を[illegible]て、今川を下總國に[illegible]き、[illegible]に合せしめたり、是より水勢に一大變を生じ、近世の形狀となりぬ。

[illegible]記云、古利根も昔は大河にて、武藏國と下總國との境川なり、下流今の古隅田川と[illegible]に通じて、[illegible]川に續きしなり、埼玉郡向古河村に傳ふる、北條氏直の文書「八甫迄上る船は商船三十艘に及ぶ由申、其面に[illegible]上候條、[illegible]に[illegible]べく候、八甫[illegible]當年[illegible]、[illegible]ならしむべく[illegible]、[illegible]つゝへる[illegible]、[illegible]に當時商船の[illegible]、現に[illegible]保の國にしは、今の江戸川とごとしきさまに[illegible]したり、[illegible]なる商活[illegible]、十手、一箇半、島内、及び[illegible]、是立等、八ヶ領用水の[illegible]、羽生領本川俣村に[illegible]を設け、[illegible]根川を分水して、[illegible]に間の[illegible]を[illegible]し、川口村と八甫村の間にて、此古利根川に注ぎ、其東の方高柳村と間口村の間に堤を築き、古利根川の上流を[illegible]り止めたれば、次第に水の[illegible]く[illegible]きり[illegible]したれば、享保年中、[illegible]下流に[illegible]、[illegible]に[illegible]りし故、松伏以上は全く用水堀となり、[illegible]川以下のみ古利根の形存せり。

向川邊（ムカヒカハベ）　[illegible]領名にて、今の[illegible]村、[illegible]、九[illegible]間の[illegible]にあたる。此[illegible]村は元下[illegible]の[illegible]にして、古利根を以て[illegible]玉郡と相分ちたれば、[illegible]の[illegible]内ならざりしこと明白なり。寛永十九年、利根川の新河道を向川邊領の中央に貫通せしめ、[illegible]と相合せしむ。是より向川邊領の數村は、利根川の北に[illegible]て、今の古河川邊領の[illegible]、[illegible]是なり　[illegible]は彼二村を上野國邑樂郡の下に係く　又向川邊の名を推すに是れは古利根と浅[illegible]瀬との間に、逆川を生じたれば、川邊の本庄と離れたる故に、此名あり。且近世の國郡界改定にあたり、向川邊領の武州に轉じ埼玉郡内に入れるを見れば、逆川の生して向川邊の形勢を實現せるも、近世の初期に在り、寛永以前たること疑を容れず　栗橋等の改置の年代を以て、渡津變遷の所以を[illegible]に、古利根を北方に逆流せしめしは、即慶長年中の事なるべし

佐波（サハ）　今砂原、道目、細間等と合併して、原道村（ハラミチ）と云ふ。八[illegible]の東にして、利根川に臨み、佐波[illegible]の間は、即古利根の河跡とす。[illegible]記云、古利根は[illegible]外野村と佐波村の界にて、利根川より分流し、[illegible]羽生二領の間をすぎ、富[illegible]琴寄村と[illegible]の界を[illegible]、利根川の枝流と會し、川口の東にて會野川と合して一流となり、又二分して、一は島川へ[illegible]、[illegible]は本郡の東界を流れたり、然るに後年に至りて、川口村の方へつゞける流れを築止め、そこ島内川水路を開かしかば、此川へ會する利根の支流を都て末流となし、葛飾郡の界を東流して、栗橋宿と中新井村の間にて、又利根川へ入れたり、[illegible]西千間、長さ二里許、しかりしより古利根も中絶えて、葛西用水路の古利根と相別れたり、又云、[illegible]用通村　佐波村、中渡村を都て新川と稱し、何れも新田の地なりしが、後各一村となれりと云ひ、村内法[illegible]寺の過去帳に、古は當村を新座波村と唱へ、後に[illegible]用[illegible]田と改め、後又利根川堀替ありしより、今の如き名となれり、此過去帳はいつの頃記せし者にや、正保[illegible]圖等には、[illegible]村と載せ、[illegible]川、鋼兵衛、外記、浅[illegible]、中渡の五村に[illegible]田とありて、村の字を冠らせず。

道目（ダウメ）　今原道村と云ふ、佐波の南にして、古利根跡を隔てて、西に樋遣川村に對す、加須町へ一里半、栗橋驛へ一里。砂原は[illegible]の[illegible]にして、五[illegible]を隆[illegible]する[illegible]

琴寄（コトヨセ）　今[illegible]野、下[illegible]井を合せて元和村（ゲンワ）と改む、道目の東南に[illegible]り、栗橋[illegible]西南二三十町を隔つ。佐波の方より來れる古利根は、此にて一支を分ち、北に逆流して浅[illegible]瀬川へ入れる形勢[illegible]存す。蓋文祿中、會野川を塞くの後にして、向川邊領の名も、此逆川の生成に起る

中新井（ナカアラヰ）　今旗井と改め、又中[illegible]西田、[illegible]川通[illegible]田等を合し、東村と云ふ。琴寄の北にして、利根川に縁れり、古利根の逆川跡は、中新井の東南にして、[illegible]は即[illegible]なり、又上[illegible]井は今利根の[illegible]の北岸に離る、[illegible]は此向川邊領を[illegible]稱し、[illegible]と云ひ、分れて上中下と為す、下新井は今[illegible]合す

利根川沿革[illegible]云、[illegible]年中、[illegible]川[illegible]伊奈忠治（半十郎）に命じ、[illegible]村より、[illegible]村に至るまで、直徑に疏鑿する[illegible]間、[illegible]て赤堀

（新川通）

川となりは渋なり）以て利根川の本流を東に直下し、渡良瀬川の水に合して、太井川に注がしむ、是を新川通と云ひ、寛永二年乙丑、忠治之を増鑿する濶三間、前を合せて濶十間と爲す、後屢洪水あり、遂に今の濶（大約百廿間）を爲すに至る。

利根川

下總、常陸、上野、下野等に亘出す。武藏にては國の北界を通過し、兒玉、大里、北埼玉、北葛飾の四郡に係る。而も其古河道及び支派は、南埼玉、南足立、南葛飾並びに東京市にも係る。新記云、世に利根川を坂東太郎と號し、六十餘州三大河の一に居る、上利根川と渡良瀬川合流せる所より、栗橋關、房川渡を南流し、幾許もなく二派に分れ、東の方下總國中へ流るゝを赤堀川と呼び、其下流中利根、下利根等の名ありて、常陸國銚子浦に達す、一派は猶國界を南流し、權現堂村に傍て東南に屈曲する故、此邊を權現堂川と呼ぶ、其彎曲の所水勢鬩し、故に大堤を築きて防禦す。又云、利根川、埼玉郡に於て古河川邊、向川邊二領の中洲を過ぐる所は、寛永十九年、伊奈半十郎新に鑿通せし者にて、其後寛永二年、佐竹源三郎、相良志摩守、松平隼人正等、命を蒙りて川幅を切廣げたり、寛永十九年以前は、川瀬南の方にありて、今の向川邊領と羽生領との界を流れしと云へり、抑此川は關東第一の大河にして、本郡にかゝる所も、昔は蜘の巣を掛し如く、數條に流れしが、墟遷しばしばにして、今日の如くになれり、川幅四百間、深一丈餘、天明三年、淺間山噴燒の時、燒出し土石流れ來り、水底に停りしかば、川底漸く高くなり、堤内の村落に比すれば、水底或は二尺或は三四尺高くなり、即堤を築きあげ、數は二十四間、高さは二丈餘に及ぶ、是を以て常には水流を通ずれど、一旦暴溢にあへば、數村の人民其災に逢ふ甚し。○利根川沿革考云、文祿三年甲午、松平忠吉（下野守）忍城を領する時、其臣小笠原采（三郎右衛門）に命じ、堤を川俣村に築き、利根川水路を斷ち、川俣村より東に導き、北埼玉郡佐波村に至り、（即今上利根川水路）更に東南に疏鑿し、琴寄村と北葛飾郡高柳村の間より、川口村に至り再流に會し、又八甫村より東に疏鑿し、島川村、狐塚村等を過ぎ、（今島川と云ふ）宇和田村より總新田に至り、南流せしめて武藏下總の界を爲す、是に於て本流西川俣より東川口に至る者、漸く淺淤して、遂に古道を失ふ、按に、文祿三年本流を東に導かれしは、新に之を鑿たれし若し、然れども川俣の名は多く三叉の處を謂へり、北埼玉郡川俣村の對岸、上野國邑樂郡叉川俣宿あり、是に由り之を觀れば、或は古へ支流あり、此地三叉を爲し、文祿中其支流に因り之を增鑿せられしならむ歟、未だ其證を得ざれば姑く疑を闕く。

北葛飾郡

北葛飾郡

今面積十二方里、人口十萬、三町二十八村に分ち、杉戸に治す。古利根川と江戸川との間なり、堆洲狀の地にして、南北に長し。明治十三年北葛飾の號を立つ、幸手、松伏、二郷半、三領の諸村之に屬し、南方なる東西の葛西領と相分てり。二十九年に至り、下總國中葛飾郡をも合同す。今の北葛飾は、江戸幕府の初めに、下總國より轉屬せしめたる者にして、正保國圖に明記せられし以來、之に仍る、古の下河邊庄内の地とす。

下河邊

中世の庄名にして、今の二郷半以北、古河に至るまて、古利根川の東岸一帶を籠めたる如し。近世も下河邊庄、及び川邊領、向川邊領、古河川邊領等の名ありて、大略故域を推想するに足る。又渡良瀬の末、太日川の中游を庄内川と稱へしは、下河邊庄の、其水系の左右を掩有せしを、推すに足らん。下河邊の對稱に、上河邊の在りしを想ふべし、栗橋驛を近世上河邊と云へるは、其一徴歟。されど下河邊氏は、鎌倉殿に仕へし行平、政義の時、家を起して、其所領の地は、上川邊をも籠めて、一に下河邊庄と號せる明なり。故に文書銘券に、上河邊庄の名を見ず。又下河邊氏の在名は、必定高野の邊に在りけんと想はるるも、後世其傳を失ひ、古墟を知らず。古河に下河邊氏の故蹟を說く者、地名の原由にはあらずと雖、猶參考すべし。古河は近年猿島郡へ入る、本篇は猿島郡を常陸國に係屬せしめたり）○又下河邊庄は、和名抄の古郷の擬定を決く、論下河邊を葛飾の所管とするは、近世江戸幕政以後の事にして、天正以往の古書に、下河邊に葛飾の郡號あるもの、未經見せず。地形を以て之を觀察するに、相馬郡の屬にして、和名抄大井郷にあたる如し、庄内の大河、太日をば、東鑑に大井河と云へば也。

太平記云、正慶二年五月九日、評定有て、翌日巳刻に貞將に五万餘騎を差副て、下河邊へ下さる、是は先上總、下總の勢を附て、敵の後攻をせよとなり。

島中河邊

今栗橋、靜、豐田の三村にあたり、江水に圍繞せられて、一洲を成す、故に近世は島中河邊領の名あり。元は川邊を以て總稱とし、近世埼玉郡へ入れる向川邊は、此より分れし者とす。又庄名に下河邊庄と稱するは、下河邊氏の知行に歸しければにや、されど上下の對稱ありしと想はるれば、此邊は上河邊とこそ唱ふべけれ。古書の明徵はなけれど、近世新栗橋を上河邊新田とも云へるは、正に古俗の遺れるならん。

（川邊）　（上河邊）

新風土記云、葛飾郡[illegible]中川邊[illegible]、[illegible]郡向河邊[illegible]、古河
を邊領は、往昔通して川邊領と號せしが、後に唱を分ち
たりと、栗橋深廣寺、天和元年の鐘銘に、武藏國葛飾郡
[illegible]

栗橋

今[illegible]河、人[illegible]、[illegible]、小山へ十[illegible]に當り、[illegible]長中の[illegible]合ひて大江と爲る、房川の渡と呼ばれたり。（房川い名も、元栗橋より移せるに似たり）

（新栗橋房川渡）

元栗橋[illegible]津は是より大江と爲り、武總の諸水脈及び驛路の變遷、多く之に因りて起り、以て近世の形狀を成しき。○新風土記云、[illegible]下總國栗橋村の民、池田鴨之助、並木五郎平と云ふもの、伊奈備前守忠次の指揮によりて、新に開墾せしが、民家次第に増加し、[illegible]して生業とす、又一六の日市を開き、穀物其外諸品を鬻けり、渡船を房川渡と云ふ、利根の渡にて、川の向は下[illegible]にて、法華[illegible]、故に[illegible]、黃坊前の渡なれば、坊前[illegible]、いつとなく今の字に改むと云ふ、[illegible]茶屋を[illegible]

[illegible]、向は中川[illegible]、徽に[illegible]其置かれし年代詳ならず、見張番所を構へて、[illegible]を改む、是を房川渡、中川の關所と唱ふ。

[illegible]

伊[illegible]

[illegible]（又當所に來りしが、[illegible]）[illegible]りしかば、この地に[illegible]

[illegible]

中[illegible]、一[illegible]、[illegible]也、仍[illegible]

高柳

[illegible]瀨以前の會野川は、高柳の西にて古利根に跡したり。又[illegible]と説き、彼[illegible]

（佐間）

[illegible]塚

[illegible]の惡水排去の路たり。

島川

[illegible]は古利根川の支流にて、島川村より分れ[illegible]せしの系、自づから一流の川となりしかど、當時は末流も増減ありて、今の如くにはあらざりしに、其後埼玉郡[illegible]川に合す。

八甫

[illegible]は、辻[illegible]の南岸にして、其

西南を古利根堤沿ひ、東は高須賀、幸手驛なり
西記云、幸手宿・八甫村は、江戸より十三里餘、葛飾郡宮古河の民、四右衛門所蔵の文書に、此地の事を載せたり、其書、大抵永禄天正の頃のものなるべし、文中に高船三十餘艘云々とあるは、古利根川の大河たりしことを知るべし。

小手指へ着候高船文、於此條は、明鏡に聞かせ候、八百艘上船者、高船及卅艘之由申、其直に役船も上候條、別に當方へ可被返之條、早々可被返候、八甫之儀は當領口に候、高船に被仰付之間可申付之條、今迄此等事何之儀申、向後者一改可申付候、諸役船通共、改而可承候、恐々謹言、六月三日、(北條與州)氏直(花押) 布施美作守殿、

幸手（サツテ）

田宮

今幸手町、人口七千、栗橋の南三里、久喜(南西)[illegible]の東一里、權現堂川と古利根とを左右に帶び、古來は奥州路(千住街道を經るもの)と日光路(川口岩槻(イハツキ)を經るもの)共に此に會し、亦論房川渡に向へり。舊名田宮と云ひ、邑主一色氏此に居り、其領内を幸手領と稱せり。されば幸手とは元城館の名に出でし歟。

西記云、幸手宿は幸手領五十四村の本郷にして、田宮庄と唱へ、田宮町と號す、正保二年改定の國圖、田宮町と記し、幸手とも云ふと傍記す、而も慶長四年、伊奈忠次の文書、已に幸手領幸手町とあれば、久しき事なり、庄名に從へ舊號あり、往古民家も稀なりしとき、水田中に當地の神體立るを見て、村民等奇異の思をなし、宮を建て安置せり、此宮のみ田中に在りて、又他の民家もなければ、見る人田宮といひしより、遂に此邊の地名となれりと云ふ、古は此邊一色氏の領地にして、當宿に居城ありしとて、今に其跡あり、一色氏一旦衰微し、徳川入國の後、宮内成吉、當領にて七千石を賜りしが、後に上地となる、今に内實寺を、及び名主たる高崎家記、川崎村の民傳ふ所持の系圖に由れば、足利宮内少輔義氏の子、宮内輔公俊、始て三河國幡豆郡吉良庄一色に住し、在名を以て一色と稱す、子孫宮内大輔直朝は、足利晴氏義氏に從ひ、當所に居城せしが、義氏落去し、直朝關宿土兵に攻められて落城し、下總國大聖寺に引籠れりと、其子宮内義直も同く隱棲せしが、直朝殁後に義直東照宮に謁し奉り、祿を賜ふと載す、按に當時關宿の城主は、古河公方の老臣簗田氏なり、一色氏と合戰に及ぶべきの理なし、當城利築の年代を考ふるに、直朝が始て築し如くなれ共、一色建立の寺社と云ふもの、村内寶持寺、及び天神島村に神社の外にも、數々所ありて、直朝よりも遥く先代に建立せし者あれば、直朝以前より居城せしこと知らる。

高須賀（タカスガ）

今行幸(ミユキ)村と云ひ、外國府間(ソトコフマ)を合す、(内國府間は幸手町に合す)幸手驛の北にして、島川は此にて權現堂川へ歸す。○隨筆紀程云、離幸手驛右折、長堤沿水、天明中暴漲潰岸、闔郡民殆乎化爲魚矣、幕府退徙築決口、時持建石制、沿岸村落、各異所轄、不得統率修築、隨便下手、壊爛迂回、長六千間、其當水衝處、護以雁齒桥、又貯黃沙一千苞、薪穀三千束、除備不虞、而秋夏水滂、無致壞崩、人稱讚後、歲後巨害、[illegible]中、乃於高須賀東、構築大堤、以接權現堂堤、長七百六十一間、今日行幸堤、詞臣近藤芳樹撰碑文、樹焉。

（行幸堤）

權現堂（ゴンゲンダウ）

今神明内、木立等を合せて、權現堂川村と云ふ、幸手驛に隣り、江岸に沿へり、對岸は即東葛飾郡元栗橋村也。

西記云、權現堂村とは、熊野權現を祭れる祠堂あれば也、利根川の一支此を過ぎ、權現堂川といふ、堤左右掛間、高さ一丈餘、當所は水流屈曲の所に當り、水勢の衝撃殊に烈しく、堤の修築堅固ならざれば保ち難し、されば水口に許多の杭をたて、其様丸馬出しの如く、別に堤を築て流水を防ぐ、是を土出しと唱ふ、其數第一番より第八番に至る、又當堤は[illegible]此堤公の管理にて、十一村組合なり、[illegible]慶長四年の文書に、[illegible]江戸まで水路凡三十五里、[illegible]堤の名あり。○甲子夜話云、天明三年七月、幸手宿問屋年寄共、[illegible]申上候、當宿より八町東之方、字權現堂、但利根川之内に御座候、昨夜中より今日晝八ッ頃迄、[illegible]致破損、五六寸之角之[illegible]、[illegible]、四五尺丸之牛木、[illegible]、五六尺より一丈位迄に折れ、皮も[illegible]むけ、木末共さゝらの如く相成、凡七十間之川一ぱいにて、通船も[illegible]相成候と[illegible]申候、此間中[illegible]日、一向雨降不申候、川に[illegible]候處、黒煙之[illegible]、急に三四尺[illegible]増、男女[illegible]死候者、其[illegible]十三四人、馬一匹[illegible]申候、川中之[illegible]、何はど[illegible]申候、[illegible]。(是は信州淺間山焼けたる時の事と云ふ)

權現堂川（ゴンゲンダウ）

今利根川の支派にして、栗橋の東に於て幹河赤堀(アカホリ)に分れ、南下一里半、幸手領權現堂に至り東へ折れ、一里にして、關宿[illegible]江戸川に會す。

權現堂川は古の渡良瀬(太日(フトヒ)川とも云ふ)なり、両毛の間より來り、下總國川邊に入り、古河の西を過ぎ、故に古河の渡とも云ひ、當時の行路、幸手驛より來る者は、高野渡にて利根を越え、[illegible]の渡に[illegible]渡良瀬を越え、栗橋村(元栗橋)より古河[illegible]關宿の方へ赴く。されば權現堂川とは、栗橋渡にて[illegible]、其名[illegible]れたり、[illegible]、利根川の[illegible]に[illegible]、渡良瀬に混入し來れるより、權現堂の渡津は衰廢して、古栗橋へ移る、又權現堂川の末は、往時庄内川の河道を行きしが、寛永中、江戸川開通以來は、赤堀[illegible]に傾注し、庄内川淺せて細流と爲る。

利根川沿革考云、寛永十八年辛巳、伊奈忠治、又栗橋と

西葛飾郡川妻村の間より、元栗橋古城趾と權現堂村の間を鑿開し、北葛飾郡宇和田村に至り、島川村より來る支流に會し、以て太井川に注ぐ、是を權現堂川と稱す、是に於て佐波村より東南流する本流、即古利根川、及び八甫村より上宇和田村に至る支流（即島川）は、漸く淺淤するに至る、又渡良瀨川の水も亦多く南して權現堂川に注ぎ、其川妻村より關宿に至る下流、淺淤するを以て、小手指村に於て之を塞ぎ、更に新流を川妻の東に鑿ち、北流して西葛飾郡前林村（今香取村）の沼澤に注がしむ、是を佐伯渠と云へり、故に小手指村より以東は、涸して沼澤となる、江川村山王村の間の沼是なり（正保圖之を載す）然るに十八年新鑿する所、下宇和田村より南流して井川に注ぐ者、泥沙日に積み江下に便ならざるを以て、更に下宇和田村より東へ新鑿し、一支は中葛飾郡中島村（今西關村）より南流し總新田村に至り、再び本川に入り、一支は東流し西葛飾郡江川村と東葛飾郡關宿町の間に至り逆川の舊流に合し、又關宿城內の溝塹を鑿開し、江戸町より關宿町に至り、前林村諸池の下口を引きて之に注ぎ、相會せしむ、即今の逆川なり

總新田（宇和田） 今宇和田、吉羽と合せ吉田村と改む、上五霞の東一里、庄內川の河跡にあたり、寛永中の開墾に係る。總新田の北は關宿向川岸と稱し、權現堂川、江戸川、逆川の三水源にあたり、四角を成す、關宿の附庸たるを以て、東岸東葛飾郡の管內たり

新記云、此村、堤中郷下河邊庄に屬す、正保の改國圖には、總新田と載せ、元祿の國圖には村の字を加へ記せり、利根川は村の北を流る、上流權現堂村より此邊までを、一に權現堂川とも呼ぶ、幅百間許、村の東にて江戸川より一支分る、今は水あせて段當のみ遺れり、當所にては古川の名のみにて、川幅も定かならず、下流に至りては村々の惡水落入り、一條の流となり、庄內古川と唱ふ、按に此水は今も國界なれは、往昔下總の地を當國に屬せし頃の本流にて、中古江戸川を堀陷げしより、此川次第に涸れ、今の如くなりしなるべし

庄內川 今古川とも、庄內古川とも云ふ、慶長中迄、權現堂川の末を承けたる渡良瀨の本流なりしが、利根の大水東に傾きて、常陸川、江戸川に決せるより、此川は淺淤に就き、僅に細流を遺す、總新田より一本木、長戸呂、八木崎村まで九里許、古利根と江戸川との間を流れ、遂に江戸川へ會す、庄內とは下河邊庄の支系なればならん、又內川村以下の江戸川筋は、古書に謂ゆる太日川なりと知るべし

近世國郡界改定の時、權現堂川及今庄內川を以て、武總の國郡界を劃し、庄內川も內川村にて江戸川へ注げり、後內川村より新渠を穿ち、長須、長戸呂まで疏通せり

（新記云、庄內古川はその始め大河なりしに、中古以來水勢のやゝ衰へ、正保の國圖には此川に古川と記せり、其後享保年中、水田をおこし、下流庄內古川村の邊、江戸川と落合ふ所に堤を設け、少く內に遷し、二郷半領加藤村まで疏通して、江戸川に注がしむ、又數十二年又其合流の口、堤を築き、下流をせばめ、今の如く舟渡村の東にて江戸川に合流せり、按に、此邊古昔下總國の村々、及び郡內多く下河邊庄の唱あれば、東鑑、建長五年、溝々、安藝文部保有、鷹田三郎入道西佛、對馬左衛門尉仲氏、安藝前司以下の奉行として、下總國下河邊庄の堤を築固むべき由を載たれば、恐くは此邊の事なるべし」

戸島（中野） 今宇須賀、大塙島、中野等と合し、八代村と改む、總新田の南西に隣り、幸手驛の東南に在り

新記云、幸手領中野村は、文永十二年、久良岐郡金澤稱名寺文書に、下總國下河邊庄前林、河妻鄉、戸島、中野村各件所々、所讓與平氏也、越後守顯時とある、中野なるべし

高野（高野渡址）（高野川） 今上高野、下高野の二に分つ、幸手驛の南に接し古利根川の東岸に當る。岸堤丘陵を成して、南北に馳せたり。此地は近世も若林、幸手の間の通路にあたり、日光街道と云へり。高野渡の名は、吾妻鏡に載せたるを見れば、中世以來連綿たる水驛にして、武藏足立、葛飾より利根を渡るには、此を津口と爲せるを知る、而も近世來廢絶し、形勢一變す

新記云、東鑑治承五年閏二月、常陸の志太先生義廣、下野へ亂入する條に、下河邊庄司行平、同弟四郎政義、固古我高野等渡、討止餘兵之道云々」と見え、高野は古愛のことなるべし、又今村の西堺を流るゝ古利根川は古の高野川にして、そこに設けしわたりを、高野渡と呼びしが、後この處に橋を架せしと見えて、金澤稱名寺、元亨四年、相模守高時、修理大夫貞顯が文書に「遠江國天龍川、下總國高野川橋事、任先例、可致沙汰」とせし、是に村民次郎右衛門屋鋪の背後、古利根川中に、大さ杭今に存せり、曾て之を拔かんとて種々力を盡せしが、拔けず、幾に杭の頭を切り、臼に作りて今に傳はり、又上下部內須賀村の傳へに、古の鎌倉街道とて、久米原村の方より入り、古利根川をこえ、下高野村に通ぜしよしなり、今村北にて日光道及び幸手道の二條合す、神宮寺は天文の頃兵火にかゝり、寺舊も失いし後、次第に衰微せしを、元龜三年□□寺不破和尚中興す、其奏傳陣、春日の作、長一尺二寸、鎌倉將軍賴朝、建久年中この地に放鷹の時、鷹それけるを、祭りに祈念し鷹なへせり、因て鷹尾山と名くべき由、賴朝命せりと、我逃に見えたり、永福寺、明德三年七月、第三世日尊、己に因幡が退嬰消滅の時に、梅花電佐養の法を修せしより以來、今も其日祭品の人群集するを以て、土俗施訊電寺とも稱せり、又後歸者あり、真言寺と號し本山派の年行事を司む、□古碑あり錯に目く、

桑袋山、長宮寺、大治郎、西行法師、[illegible]、白鷺
日光堂山、千手[illegible]、[illegible]、故[illegible]大[illegible]、
[illegible]山[illegible]、可有、[illegible]、円[illegible]、[illegible]道草
[illegible]、名日、[illegible]見[illegible]、名白[illegible]、十景[illegible]、四[illegible]、
[illegible]、[illegible]、目[illegible]、[illegible]
[illegible]、[illegible]、表[illegible]山、[illegible]

杉戸（地誌）

今清地を合せて、杉戸町と云ふ、人口四千五百、[illegible]手の南一里半、粕壁の北一里半、古利根川の左岸に在り、町名は古へ[illegible]の百間村とす、近年北葛飾郡役所を[illegible]に置く、[illegible]紀行に「東路へ清地村、[illegible]、宿[illegible]、[illegible]、杉戸、[illegible]」とある是なり、[illegible]、杉戸に[illegible]す

[illegible]記に、江戸[illegible]は[illegible]にして、[illegible]街道にあたり、[illegible]より[illegible]十里、千住[illegible]より[illegible]の駅亭なり、古くは杉戸[illegible]、元和二年、人馬の[illegible]、[illegible]となりし、[illegible]、及び[illegible]記に載せたる、[illegible]とあるは、[illegible]の[illegible]にて、[illegible]と戸の唱へ同じ、[illegible]にて[illegible]、[illegible]より武蔵に入る路[illegible]にて、此辺より[illegible]まで[illegible]の里程なり、[illegible]古[illegible]に、杉の[illegible]と云ふ地あり、地理[illegible]、[illegible]の古[illegible]なるべし[illegible]

[illegible]

今[illegible]、[illegible]戸[illegible]、同[illegible]、[illegible]一[illegible]、[illegible]手[illegible]の古名に[illegible]、[illegible]一戸の[illegible]、[illegible]

堤根

[illegible]田の南方、[illegible]長[illegible]の古[illegible]に在る、今[illegible]村と合併し、[illegible]と改む、杉戸の東南[illegible]り、古[illegible]川に[illegible]

不動院

[illegible]の[illegible]にして、[illegible]にも[illegible]り、今八丁目、小渕、[illegible]を合せ、[illegible]村と改む、堤根の南にして、[illegible]
[illegible]記云、小渕の[illegible]院は、[illegible]にして、関東出
（小書）伏年行事職たる先達なり、[illegible]を[illegible]し、[illegible]大[illegible]のなき作りと[illegible]、万斧の[illegible]にあらざること知らる、[illegible]、[illegible]十三年[illegible]す、北條氏の東上州年行事職[illegible]、[illegible]、[illegible]を[illegible]、[illegible]に[illegible]、年行事職[illegible]如く合せられ、[illegible]元年、[illegible]を[illegible]せらる、今も東照宮[illegible]を蔵す、[illegible]、[illegible]あり、[illegible]に光明[illegible]の[illegible]にて、中興ありしと云ふ、されど光明[illegible]あり、或は曰く、慶長十八年五月、本山當山両山伏出入有之、[illegible]、[illegible]不[illegible]有[illegible]」云々と、[illegible]に見ゆと。

関東八[illegible]之[illegible]、[illegible]御内意候之、如有[illegible]、[illegible]不可有[illegible]之旨、[illegible]之御内[illegible]候間、諸年行事[illegible]、同行中[illegible]不可有[illegible]之[illegible]、[illegible]之由、[illegible]、[illegible]如件、
慶長十九年[illegible]月十八日　[illegible]　法印[illegible]
不動院[illegible]

―――◆◇◆―――

中葛飾郡

[illegible]明治二十九年[illegible]、[illegible]郡へ合併せらる、明治[illegible]年[illegible]の[illegible]、庄内古川と江戸川との間なる、[illegible]なり、[illegible]、宝珠花を首邑としたり、近年其四十二村を七村に合せしめ、宝珠花、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、金杉と云へり

宝珠花

今宝珠花村と云ふ、江戸川の西岸に[illegible]、[illegible]二里、野田の[illegible]里、[illegible]を東宝珠花と云ふ、[illegible]、江戸川[illegible]前には、[illegible]不分[illegible]なりしを[illegible]、[illegible]、一里半
宝珠花の西なる[illegible]、[illegible]を今[illegible]村と云ふ、[illegible]とは、近世此辺の総名に呼ばれたり

目沼（地誌）

今花[illegible]、[illegible]を合せて、[illegible]村と改む、宝珠花の北にして庄内古川[illegible]に[illegible]、[illegible]に一[illegible]、[illegible]、十[illegible]、[illegible]宝珠花[illegible]、[illegible]、庄内古[illegible]

金之井

今金[illegible]、[illegible]を合せ、[illegible]宝珠花の[illegible]とす
今[illegible]より金杉まで、[illegible]に[illegible]、[illegible]十丁[illegible]、[illegible]は此丘[illegible]にして南[illegible]、[illegible]道[illegible]、丘[illegible]内[illegible]、[illegible]東葛飾[illegible]、[illegible]の[illegible]に[illegible]、[illegible]、[illegible]丘[illegible]の庄内[illegible]、[illegible]

金杉（地誌比較）

今[illegible]北[illegible]をも合せて金杉村と云ふ、[illegible]、[illegible]、[illegible]、宝珠花に[illegible]通路あり、庄内川の上[illegible]高[illegible]古村なるべし、金杉は丘山の南端にあたり、庄内川に[illegible]明此にて江戸川と會流せしが、近世[illegible]、[illegible]、野田町[illegible]在り

江戸川

今[illegible]川の[illegible]にして、[illegible]川とを[illegible]、南へ[illegible]、武州（北葛飾）と[illegible]の両岸（千葉県）と[illegible]、東京湾へ注入す、[illegible]十三里、其岸辺に[illegible]宝珠花[illegible]飾、野田、[illegible]山、松戸、市川、[illegible]、今井、小岩、二[illegible]、[illegible]の名邑あり、
江戸川の名は古書に見えず、[illegible]中[illegible]に[illegible]、[illegible]下に[illegible]、[illegible]、金之井[illegible]丘山[illegible]に[illegible]、[illegible]、[illegible]利根川[illegible]より江戸に[illegible]、庄内川と[illegible]、[illegible]瀬川の下流なり[illegible]、[illegible]は、利根の[illegible]之に[illegible]、即利根川を以て之を[illegible]び、[illegible]川の名[illegible]た

り、承應三年、赤堀川を開きて、利根を二分し、一支を常陸國の方へ導く、是より關宿以下の下總利根を江戸川と呼び、以て常陸利根に分別することとなりぬ。○新記云、江戸川は利根の一派なり、下總國關宿町番所前より二流となり、一は常陸川と唱へ常陸國に流れ入り、一は此所にて分流せしより下を江戸川と唱ふ、江戸通船の川なれば此名あるなるべし、川幅七十間許。○河田氏利根川沿革考云、寛永十八年、權現堂川を開く後、又太井川の上流を疏浚し、東葛飾郡寶珠花、金野井の諸村を過ぎ金杉村に至り、利根川本流と爲す、故に是を新川と稱し、正保國圖、元祿國圖等、記して利根川と爲し、太井川の名は自然消滅して、人之を稱せざるに至る、萬治三年六月、又關宿より江戸に通ずる河道を疏浚す、寛文五年、關宿城主、板倉重常(隱岐守)更に逆川を掘鑿し、以て赤堀川の水を引き、大に舟楫の便を開き、常陸川より横に利根川(即江戸川)に通じ、以て江戸に達するを得せしむ、是に於て始て江戸川の稱あり、下總誌要、關宿誌記を引き、寛文五年始て逆川を鑿開すと爲す、然れども正保下總國圖既に逆川を載す、則其前に在るを知るべし、蓋寛永中、伊奈忠治既に之を開き、寛文に至り、重常更に之を掘鑿し、以て舟楫を通ぜしなり。

(八)

松伏

今赤岩、大川戸、田島を合せて、松伏領村と云ふ、杉戸の東南三里、越谷の東一里、古利根と庄內川とに挾まれたり。近世は領名に呼ばれ、幸手領と二郷半領の間なる十八村を總べたり、又郷名を八郷と唱へたり。新風土記云、松伏は松伏領の本郷なるが、八郷とも唱ふることあり、江戸より行程八里に足らず、此邊田甫の間に多く桃樹を栽培し、其の實を鬻て生産の資とせり、村內に越ヶ谷宿より常陸下總二國への往還かゝれり、古利根川の西南の郡界を流るゝを横切り、増林村に向て、對岸迄堰枠を設く、此を松伏溜井と唱ふ、享保十五年、伊澤彌惣兵衛命を奉じて新に修築し、村內三ヶ所に杁樋を設け、其二所は松伏、二郷半、東葛西の三領へ引沃げり、溜井の間凡一里、幅八九十間。

大川戸

今松伏村へ合す、松伏の北にて、古書の謂ふ所の「武藏國埼西、足立兩郡內、大河土御厨」とある御厨の本據かとも疑はる。然れども古利根の東にて、下總國なれば之を以て彼御厨に附會し難し。蓋此大川戸は、武藏國內の地名の移れるにて、對岸なる埼西郡新方領などこそ實に古の大河戸御厨の中なれ、猶考ふべし。○新記云、東鑑壽永二年、武藏國騎西、足立兩郡內、大河土御厨云云、同書建久三年の條に、伊勢大神宮御領、武藏國大河戸御厨云云、又建暦三年の條に、武藏國大川戸御厨內八條郷云云とあり、按に壽永、建暦の二條に據れば、當時は埼玉郡に屬せしにや、今も彼郡界古利根川に傍へし地にて、彼郡八條村とも程近し、想に其頃大川戸の名、廣く彼邊まで聚り、八條は其內に屬せしならん、村內は康永二年、正安二年、貞治七年等の古碑あり、又天照山西福寺持の神明社あり。

銚子口

今赤沼、藤塚と合せて、豐野村と改む、大川戸の西北にして、小淵、牛島(幸手領)は連なれり。○新記云、赤沼龍寶寺の境內に、古き石佛あり、文字は漫滅せり、外に養和、文治、德治等の古碑あり。

赤岩

今松伏へ合す、松伏の南に接し、古利根川に臨みたり。新記云、久良岐郡金澤稱名寺なる、正慶元年文書に「下總國下河邊庄內赤岩郷、云云、爲不輸之地、永代奉寄附當寺」と載たるは、全く當村の事なるべし、又同寺藏する所、永享十一年、政所憲意より出せし結解狀に、赤岩十四ヶ村とあれ共、其村々詳ならず、されどもかの十四ヶ村赤岩に屬せしこと知るべし、又郡中川藤村大泉院所藏、天正十六年の文書に、赤岩新宿不入之事とみえたれば、此頃まで當所に宿驛ありて、市の立し事見えたり、既に村內天王社は、其頃の市中鎭護の神なりしと、土人の口碑にも殘れり、其餘簗田助縄より、かの大泉院へ與へられしものにも、赤岩新宿屋敷の內と載たれば、天正の頃は此邊簗田氏の所領たりし事も知られたり、舊家あり、越前朝倉氏の支流なり、近世故ありて大沼を氏とす、永祿、元龜の頃、先祖朝倉六郎は、宗家左兵衛督義景に從ふて、越前國三田ヶ崎城に在り、依て三田ヶ崎を家號とせりと。

赤岩新宿不入之事

一押買、狼藉、郷質、國質取間敷事

一御持之內、諸役并つわう宿之間敷事

一兵粮五升切、市之日計可出之事

一子年より未之年迄、八年可爲諸不入事

一荒地之儀、從子年未之年迄、應野事

右赤岩新宿屋敷之內拾間、諸不入、被任末代候、猶百姓被引付、宿中可被立之者也、仍如件

戊子二月三日　助縄（花押）

河藤

今內川と合せ、旭村と云ふ、松伏の東にして、庄內川に瀕れり、江戸川を渡り野田町へ一里。○新記云、川藤村は松伏領八郷に屬す、藥師堂、明曆元年再鑄の鐘銘に、永正の頃、古河公方の老臣、簗田凱正此地を領したる事を彫り、村內大泉院の所藏、天正十六年助縄より出せし文書にも、河藤の郷と載せたり。

內川

今旭村の大字にて、庄內川を以て、中葛飾の金杉村と相分つ。

新記云、野田町より內川村へかかり、越ヶ谷へ通する一路あり、則下總國猿島郡への往來なれば、猿島往來と唱ふ、庄內古川、村の東北流る、此川古は當村の東にて江戸川に合せり、元祿圖にも當村の偏界にて合するさまに見ゆ、今は丹後村にて江戸川に合す。

二郷半(ニガウハン) 近世の假名にして、松伏領の南、島西領(南葛飾郡)に亘る間、八十一村を總べたり、下[illegible]邊は中最も[illegible]の出生にして、[illegible]半は近世の名聞に係る、名義不詳、又(ニガウハン)合半に作る。

[illegible]云、二郷半領は二分して、西の方古利根川に傍ひたる村々を本田方と稱し、東の方江戸川に瀕する村々を新田方と呼ぶ、此領の起りは、郡中三輪野江村定勝寺、寛文九年の鐘銘中に「郡有吉川彦成二郷、當邑戸崎之、南彦成以南、稱下半郷、故有二郷半之名」云々、彦成郷は今村名にのみ殘れり、下半郷は今唱を失ふ、又天正の頃、伊奈備前守忠次に此邊を一生支配すべしとの命ありしより、一升を四配す[illegible]ふ意にて、二合半と唱へしと、土人の俗説あり。

(二合半)

吉川(ヨシカハ) 今吉川、平沼の邊の十數村を合せ、吉川に總ふ、古利根川に瀕り、大相模村(南埼玉郡)の南首へ一橋を架して相通す、構谷、一里、松伏、一里半。

新記云、吉川村は二合半領、吉川郷の本郷にて、埼玉郡大口村、延文六年市の[illegible]文にも、下總國下河邊吉川市と載せたり、又領内三輪野江村定勝寺鐘銘に、郡有吉川彦成の二郷あり、彦成以南を下半郷と稱す、故に二郷半の名あり云々と記したれば、吉川の名舊きこと論なし、又隣村平沼を、天正年中の文書に、吉川庄とも吉川宿とも記す、土人の説にも、平沼は吉富村の内に屬せしと云、[illegible]に、後年沿革あり今の如く別れしなるべし、原註云、今[illegible]文書に、太田資讃が[illegible]制、平沼郷は金子掃部助[illegible]とし[illegible]、[illegible]寺に寄せし由を載す、又簗田政助が[illegible]制に、武藏[illegible]吉川[illegible]と見えたり、是れ吉川平沼の事にや、[illegible]寺の所在未[illegible]、平沼市場は村内四町の間、民屋左右に列り、毎月一六の日に賣買交易す、即吉川市なり、平沼の里正は戸張を氏とす、相傳ふ、祖先は下總國葛飾郡戸張村を領して、其地に住し在名を名乘れり、今も居宅の趾あり、寛永中此地に移ると、自餘の事[illegible]ならず、時[illegible]の文書に據るに、元龜の頃は戸張左近將監、筑後守など稱し、天正の後山城守と稱し、世々古河公方の臣とし、下總國關宿城主簗田持助、[illegible]田助[illegible]に屬せり、

吉川宿之儀、從古申上候、如筑後代之、[illegible]可思賞、彼下之候、奉公役嚴密、可[illegible]廻候、仍如件、

天正三年乙亥三月十五日　持助(花押)

此度當領吉川之郷之、當職仁[illegible]候處に、[illegible]相違於仕旦、可候事、古今共不可有比[illegible]候、何時も慮外人有之付而は、無[illegible]遣可討殺、依之名國司被下之候、謹言、

天正十八年庚寅二月六日　[illegible](花押)

戸張筑後守殿

文中の名國司とは、筑後守の事なり。

(平沼)

中曾根(ナカゾネ) 今吉川村の大字にて、平沼村の北一里に接するに、應永存年、葛西御厨注文の中に、中曾[illegible]五町[illegible]と[illegible]見えらるるも、葛西領(今南葛飾郡)の村落に、近世中曾[illegible]の名なし、或は此二合半領の中曾根にあつる説あれど、葛西御厨の北限、猿俣より二里餘を隔てたる、二合半領の中曾根を、彼註文の村落に引きあつるは、稍疑ふべし。

三輪野江(ミワノエ) 今旭村、半割、[illegible]、鹿見塚等、中曾根村を合す、平沼の東一里、江戸川、庄内川の堤防に繞れり。

新記云、三輪野江村は、八木郷領早庄と唱ふ、當村は慶長年中、伊奈半十郎忠治、命を奉じて此邊を新墾せし頃、下總國の浪士、平木主膳といへるもの來り忠治に屬し、同き十七年當所を開發せり、其時出せし[illegible]あり、今主膳の家に藏す、又村名は下總國風早庄三輪野山村に、三輪の社ありしより、宮の邊といへる意を以て名けしにて、當村江戸川の向ひは彼三輪山村なり、證狀には「みやの[illegible]新田」と記す、正保圖にも誤りて宮野江と記す、

大場川(オホバ) 新記云、大場川は延寶三年[illegible]、[illegible]中領[illegible]水落の[illegible]なり、[illegible]田井村内より江戸川に注[illegible]、[illegible]改めて[illegible]、[illegible]高須と次第に下流より落せしに、猶水利の不便なるなも[illegible]、寶暦四年、戸ヶ崎村[illegible]にて[illegible]に[illegible]して、古利根川に合湊することとはなれり。

前間(ゼンマ) 今丹後、茂田井、幸房等を合せて、早稲田村と改む、[illegible]新記云、[illegible]前間村に[illegible]へて、[illegible]後、小谷堀、[illegible]谷の三村も、慶長の頃[illegible]、[illegible]の改[illegible]、其名を載す、丹後村は伊原丹後と云もの開發せしにより村名に唱ふ、寛永八年、[illegible]、江戸川[illegible]渡の[illegible]付に、丹後[illegible]田[illegible]、[illegible]ざるは、當時前間村に[illegible]故なら[illegible]。

丹後(タンゴ) 今早稲田村といふ、[illegible]の[illegible]、江戸川を隔てて流山町に[illegible]、丹後は正保圖に見えず[illegible]新記云、二郷半領葛西領[illegible]、[illegible]早稲を[illegible]、[illegible]にて成熟する[illegible]、[illegible]、萬葉集の歌に「にほとりの可豆思加和世をにへすとも」とよみたれば、[illegible]郡は古[illegible]なる故、古より早稲米の名聞えたりと見えたり。又云、文[illegible]の頃、[illegible]國[illegible]茂田井村の人[illegible]、開發の[illegible]、代官伊奈半十郎忠治出せし證文あり、「もたい新田の藤ゑもん」とあて名したり。

二郷半之内、もたい新田、

一當新田[illegible]、[illegible]候もの、[illegible]候、[illegible]其[illegible]之堤井堀、[illegible]可[illegible]、

一田之儀は、おこし候年は、[illegible]、[illegible]年目より[illegible]代官見當を以、御年貢相濟可申候事、

一畠之儀は、弐年無御年貢、[illegible]より[illegible]つ[illegible]年貢、納同可申候事、

一[illegible]より[illegible]候、[illegible]十人と、[illegible]

(茂田井)

は、皆停止申候事、付、申分たきものは、なにほども
うかり可申候事、
一たれおしの儀、なにほども、科なしにおし可申候事
右之旨少も相違有ましく候間、いそぎのかたに相移、
田地可有開發候者也、
慶長拾七年子三月五日　伊奈半十郎 花押

幸房（カウボウ）

今早稻田村の大字とす。新記云、幸房村は松浦久左衛門幸房開發す、故に村名とし字音にて唱へ來れり、幸房は下總國小金大谷口の城主、高城下野守に仕ふ、高城沒落の後、慶長七年、爰に來りて開發し、寛永三年死す、子孫今も村民なり、隣村谷中、岩野木、花田北、八丁堀市場、大膳も當村より分れしにや、何れも慶長年間の開發なれど、元祿の改に始て載せたり、以上七村の村高と土湯村の正保の村高を相比ぶるに、大抵相當せり、江戸より五里半の行程なり

彦成（ヒコナリ）

今彦名、彦野、花和田（ハナワダ）、番匠免等を合せたり。丹後の西、早稻の南にして、古利根川に瀕せり、對岸は即南埼玉郡八條村なり
村司氏云、彦德、彦倭、彦音、花和田、吉川、西帶、見香取神社、淺間山八幡社あり、昔住吉、以充社寶、
義概政也、
彦成は近世、村名にも呼びたり、彦なり、名つくる諸村の多きを考ふるに、是は彦の一名なりとして、彦、音、倉、澤など、分ちたるに、中世の名田の號なるべし
新記云、彦名はその村名いと古く聞えし地にて、[illegible]大日村、延文六年市場の祭文の末にも、花和田村と同く、下總下河邊庄彦名市と云ふ見ゆ、又鶴岡文書「應永二十六年、八幡宮領、下總國下河邊庄、彦名河關事、諸役免除の處、狼藉之輩違背なし、所詮任古之例に任せ、向後不可煩候」とも載せたり、是によれば應永の頃に下總國に屬し、八幡社領として關あり、寄論なけれど、

（彦名）　（花和田）

今間は詳ならず、三輪野江村定勝寺、寛文九年の鐘銘に「郡有吉川彦成二郷、諸邑斥隸之、南成以南・稱下半郡、故有二郷之名」云々、彦成圓明院寺記中に、延寶の頃彦名由と書するもあり、彦名は彦成の古名とぞ

下川邊之郷、依多年洪水、或相定之條々、
一御高々次、被任本符事、
一御年貢代物にても、□樣にても、□中之事も、以下
賣買のごとく、御蔵入之事、
一五年不入、但御陣傳馬、可申事、以上、
右之條、稻任上、郷中之者共、不依一人も、百姓者着籠之者、可致指南開者也、仍如件、
天正七年己卯七月五日（彦名村民某相田氏條目）

可被發新田之事
一壹町歩　密藏院　一壹町歩　東合寺
一壹町歩　圓明院　以上
右寺々被下候者、何も東申申、寺僧可申候也、
寺々宜、
寛永六年三月廿五日　伊[illegible]守忠[illegible]花押

戸ヶ崎（トガサキ）

今戸ヶ崎村と云ひ、篠近村を合す、古利根の東にして、小合溜井に沿ふ
河邊二ケ寺
新記云、永祿二年、小田原役帳に、戸ヶ崎の内四十七貫文、匝瑳氏人佐領する由を載す、又村の香取淺間社、天正十年の棟札に「下總國戸ヶ崎香取、富士淺間大菩薩檀那匝瑳大膳信清」と記せり、及び村内靈寺に匝瑳氏の墓あるあれば、當時匝瑳氏の領知なること明らかなり、戸ヶ崎の邑は、村名接葛飾郡東葛西之地なるべしとの説もあり、葛西郡、並びに東葛西郡（南葛飾郡）の條下に見ゆ

淸井（キヨイ）

今戸ヶ崎村の大字にして、相並て延木の大字あり、葛西御廚・下河邊庄との境界にあたる、香取神宮文書に、大堺關に往返したる事見ゆ、即此地なり。葛西御廚神社の條を參考すべし

長戸呂（ナガトロ）

今大膳、一本木、小向、高須などと合せ、八木郷村と改む、二合半領の最南端にして、戸ヶ崎の東に接したり、庄内古川は一本木、長戸呂に至り、江戸川へ注入す

高須（タカス）

今八木郷（ヤギサト）村と改む、二郷半領の南隅にして、杉戸を去る十里、小合溜を隔てゝ葛西金町に對す、又江戸川を隔てゝ東に松戸驛を望む
凡二郷半領は、八木郷風早（カザハヤ）庄と號する村々、四十に上れり、これ東葛飾郡の八木村に、風早明神あるに因る者にして、往時此地人民移住の際、東岸の高地より遷轉したるを證するに足るか、新記云、高須村は八木郷風早庄と唱ふ、江戸より四里餘の行程なり、正保の國圖に、當村四邊の村々を載せず、元祿の改には高須、久兵衞村、下新田、共並に彦島、小向、横之口、長戸呂、長戸呂村之內横堀、一本木、都て七村を載せ、今正保元祿の村高の增減なるもら合せ考ふるに、此等の村々、皆當村より分れし事明らかなる、分ちし年代は小向村元祿に、今の高村に、横口小向の村名もしたれば、共頃のことなるべし

（八木）（風早）

◆ソシ八◆

橫渟（ヨコヌ）

橫見郡の條下に參考すべし、安閑紀に載する古屯倉の名なるか、其擬定に苦む所なり。今を當地のことゝするに非ねば、橫見に擬すべからず。

水久君野（ミククノ）

萬葉武藏國歌の中なれ、當時の地名と云へり、今詳ならず、或は橫で攝におりといへり、水久君野にあらぬにてはなきかといへるあれど、ていまだはたされ、

古須氣呂浦（コスゲロノウラ）

萬葉集古義云、今武藏國葛飾郡に、小菅（コスゲ）といふ所ありて、黑中なれど、此邊古へ溝田川といひしあたりにて、浦ともいひしならむ。
古須氣呂の浦吹風のあどすかも、かなしころを思ひすごさむ、

仲村（ナカムラ）南葛飾郡大島村の下にて、村民なす、郡内に中和、仲村、吉積の三里あり、今村は後に中名を失ひたれど、[illegible]

[illegible]

香取山（カトリヤマ）今詳ならず、古へは此邊に、其名の山ありしにや、[illegible]

[illegible]

鶴坂（ツルサカ）これも當國なるべし、されど地名とも限らざるか、[illegible]

上雷坂（カミライサカ）永享記に見えて、[illegible]、當國にして、[illegible]、今詳ならず、[illegible]
[illegible]へ合下向有、上杉の[illegible]、京都へ申ける處に、人々思ひ給ひて、上野へ下向すべし、其用意すと、八月十四日[illegible]、由比内[illegible]ある處に、武州一揆ども通せて、上雷坂に陣を取て、其質を待たりり、一揆の勢ども、合戦の大勢を見て、叶はじとや思ひけん、其夜上雷坂の陣を拂て、退けりと見えたり。

小萱寺（コガヤ）鶴岡供僧坊中の文書に見えたり、もしくは小菅にやと思はるれど、其實を詳にせず。

門跡（?）其直轄注文

一 鶴岡八幡宮寺供僧、職併在目録、　[illegible]八[illegible]

一 走湯山事

一 常下野宮事

一 日利庄提河事、付赤湯郷、同八幡、

一 [illegible]門寺同住持事　[illegible]武州小萱寺

以上

永享三年八月廿四日　[illegible]

船木（フナキ）北條役帳下總分限帳の中に「葉前、武蔵國船木ほか」、地頭當所に、按ずに、船木の名、後に見えず。

小江山（コエヤマ）今詳ならず、北武蔵にあるか。（[illegible]）永享十二年七月、結城方は武州へ攻入り、已に一色伊豫守、何國にもと道欠、荒川を馳渡り、[illegible]に打立たる、性順、景仲は只一手になり、荒手を先に立てかけ破りしかば、伊豫守討負、一返しも返さず、小江山迄引退く。

狩續原（カツギハラ）今詳ならず、是も北武蔵なり。（鎌倉大草紙）云、康正二年十月、上杉方へは、上州より岩田岩松小次郎、金井新左衛門以下、荒手に加はりければ、上杉方力を得て、羽續原へ出張して陣を取、[illegible]日の戦に討負、足立の郡へ引退く。

東鑑に、當時の武蔵に、有等な[illegible]之名見えたり、參考すべし。建長二年、造閑院殿雑掌事、今被進覧京都、彼注結之、北對、葛西壹岐入道跡、西對足立左衛門跡、足立左衛門尉跡」築地二本、品山上野前司」五本、河越次郎跡」重築地三本、池上左衛門尉」二本、大井左衛門尉」二本、河越三郎跡」三本、豐島左衛門尉跡」二本、品河三郎入道跡」二本、小代八人」二本、成田入道跡」一本、木庄四郎左衛門尉」二本、玉井左衛門跡」一本、吉郡左近跡」一本、勅使河原四郎跡」一本、平子左衛門跡」一本、若兒玉次郎」一本、別府左衛門」一本、淺羽人人」二本、越生入人」一本、品久左衛門跡」一本、岡部兵衛尉跡」河堰十丈、平子次郎入道跡」五丈、都筑右衛門跡」十丈、江戸入道跡」五丈、忍入道跡」六丈、藤田兵衛尉」六丈、本庄三郎左衛門入道」八丈、新開荒次郎跡」四丈、沼田太郎跡」裏築地二本、安保刑部丞跡」

次韻、武陽雑興、寄序上人、　義堂

百戰今誰在、千年只古城、寒[illegible]鎖不盡、新氣歎還生、

風頭蒼鷹疾、霜殘白雁鳴、[illegible]亡[illegible]數[illegible]、不必寄傷情

〔空華集〕

語音仍舊俗、形勝即新城、万竈暮烟合、千林白霧生、

人思滄上樂、馬向北風鳴、日[illegible]越吟發、紛々諸國情

〔同上〕

安房國

安房國（アハ）

（房州）

房總半島の南端にして[illegible]山、清澄山を以て[illegible]す、山海一[illegible]を成す、面積凡三十[illegible]方里、[illegible]四郡に分ちしが、明治二十九年、之を一郡に合併し、今八町、三十六村、人口十八萬、北條町に管治し、千葉縣の所管に屬す

安房は[illegible]して房州と云ひ、[illegible]、平郡、朝夷、長狹の四郡に分ちたり。北方一綫、山脈横亘して州界をなし、[illegible]、故に[illegible]。[illegible]、北嶺支出の一山脈、中央を南走して平、安房二郡と長狹、[illegible]の間を[illegible]、[illegible]に漸次陸起増加すと稱す。

[illegible]

（淡）手、[illegible]、日本武尊[illegible]、[illegible]、淡水門とあるにより、先皇子の征行、亦安房を經しを證すべきに似たり、淡は安房に同じ。國造本紀に「阿波國造、志賀高穴穗朝（成務）[illegible]」[illegible]

[illegible]

[illegible]らん。扶桑略記に「仁和二年八月、安房國言、去五月廿四日夕、有黒雲、[illegible]、通夜不止、廿六日曉、[illegible]、[illegible]山野田園、[illegible]」云々

安房郡（アハ）

明治二十九年、[illegible]、長狹の三郡を[illegible]、安房郡に[illegible]し、[illegible]、今、町[illegible]八町、三十六村に[illegible]、[illegible]に[illegible]り、[illegible]郡合一の當時、本郡は[illegible]、州の西南に居り、四郡中最平夷と稱せられし者なり。[illegible]「[illegible]」[illegible]、上[illegible]、連任[illegible]、[illegible]らん、[illegible]るべし、又延喜式「安房國安房郡、[illegible]」と[illegible]、[illegible]

[illegible]とも、淡國の長とも定て、餘氏はまけてたまはて、[illegible]子等をして、他氏の人等を相交ては[illegible]

定て、投分賜ひて、此事は世々に過り違はじ」云々とあるにて、安房國造の緣起を知り、國造本紀の今文の誤脫あるを想ふべし。中世の郡豪、謂ゆる安西、神餘も、此膳臣の伴氏にあらずや。

(山下郡)

中世、安東(アントウ)、安西の名、郡內に起る、蓋一郡兩分の昔俗に出てしにや、詳ならず。當時の豪族は安西、神餘の二氏を推したり。戰國の際に山下(ヤマシタ)郡の稱あり、江戸幕府の初世に至るまで、山下郡と云ふ、後安房に復す。

國志云、安房郡は、足利氏の時、山下郡と稱す、〔房總軍記、慶長元和水帳〕寬永、萬治の頃に至り、舊に復す。〔富田氏安房籠志云、山下郡、慶長檢地高、二萬二千石。〕

里見九代記云、里見刑部少輔義實、結城より三浦へ落ち三浦の兵を賴んで、安房の白濱へわたる、其時分神餘が家臣山下佐左衛門、謀反を起し主を殺害し、神餘の郡の主となり、是より此郡を山下郡と號す、去る間、丸と安西、彼が無道を憎んで、佐左衛門を討、則此郡を分取るに付て、彼に合戰出來して、安西討勝けり、然る間、丸、神餘が家來ども、義實公を大將として、千葉(チバ)村に打出、則安西の城に押寄ると馬を早む、安西も瀧田河原まで打出、陣取て居けるが、いかが思けん、降人に出しより、主從の契約有て、安西を先手にし給ひ、東條に押寄す、東條は上總國大瀧の正木と一味して、金山城に楯籠り、文安二年六月八日合戰初り、九日の夜落城す、東條は討死し、正木は敗北す。(ここに千葉とある地、今詳ならず)

(千葉)

白濱鄕(シラハマ)

和名抄、安房郡白濱鄕、訓之良波萬。○今長尾村、白濱村是也。本州の南極にして、神戸鄕の東に隣り、朝夷郡界に至る、何の時よりか、此鄕の東半は朝夷郡へ折入しければ、近世は瀧口、根本(長尾村)のみ、安房郡管たりき。

本州に白濱と稱する地三所あり、白濱驛〔延喜式〕は平群郡にて、白濱御厨〔神鳳抄〕は長狹郡なり。又延喜式に白濱馬牧あり、何地に擬すべきにや、國志には安房郡の白濱鄕に擬したり。○國志云、式內、白濱馬牧、其所在を詳にせず、地形を觀察するに、今朝夷郡白濱村に、方二里餘の山野あり、草肥え水清く、向陽の地なれば、嚴冬と雖凋衰の色なし、蓋古牧の跡ならん。

白濱(シラハマ)

今乙濱(オト)をも合して、白濱村と云ふ、館山の東南三里、本州東南の偏隅にあたり、其岬角を野島岬と云ふ。

國志云、白濱村は今朝夷郡に屬し、戸數七百、農漁に從事す、里見氏の故跡あり、岩目(イハメ)港は白濱村に屬す、東西七町餘、南北三町餘、底質巖石にして暗礁多し、四方に木柱を設け、小船を繫泊す、城址は字青木に在り、文安乙丑歲、里見義實始て此に築く、今館前、大宮等の地名を存す、蓋其居館の跡ならん、明治元年戊辰、本多正訥、駿河田中城より封を本州に移し、城を本村長尾に築き、長尾藩と稱す、同三年十一月、安房郡北條村に移り城廢す、又里見義實墓は村內杖珠院に在り、墓石表面に「捐館、杖珠院殿、建室興公大居士、[illegible]」と刻す、明和八年建る所、墓傍に五輪塔の崩壞せし者あり、蓋古碑ならん、里見成義墓も村內字館前に在り、天保中古墓の損壞せるを、村民追悼して重修せる者也、成義は義實の子とす。

相傳ふ、里見義實、嘉吉年中、客寓して相州三浦氏に在り、其從兵杉倉、堀內、酒部等と共に、安房の白濱に渡る、州に安西、神餘、麻呂、東條の四氏ありて、歷世豪族たり、而して神餘氏の家人に、山下定兼と云ふものあり、其の主景貞を弑殺し、頗暴戾を極む、麻呂信朝、安西景春、定兼を誅して其邑を割く、而るに二氏其の多寡を論じ、互に兵を起して相擊ち、景春信朝を滅して悉く神餘の領地を奪へり、神餘、麻呂二氏の遺類、義實に請ひて謀主となし、安西氏を滅せんとす、義實文安二年六月を以て、兵を千葉邑に舉ぐ、景春出で降る、是に於て其の兵を併せ、安房を[illegible]、城を白濱に築きて居る、後[illegible]山城に、正木大膳を上總の根古屋城に攻めて、之を降伏し、長享二年四月を以て卒す、時に年七十二、[illegible]

野島崎(ノジマ)

白濱村の南端にして、海上突出し、燈臺あり、晴夜遠射九里に及ぶ。

國志云、野島岬は元海中の孤島たり、元祿十六年癸未、地震海嘯によりて、土砂海を埋め陸地に接す、延袤貳町許、辨天祠あり、奇松怪石、各所に點在し、趣致少からず、野島崎は古來景勝を以て稱せらる、千載集、左京大夫顯輔が百首の歌奉りける時、旅の心をよめる歌に、

東路の、野島がさきの、はま風に、我がひも結びし、妹が面のみ、おもかげに見る、

又道興准后の歌に、

あま小舟見えつかくれつ朝かげの野島が崎のきりのむら／＼

按、廻國雜記、この歌の小序に「那古觀音堂に通夜し、明るーた、名にしおふ野島が崎を見侍れば、朝霧のここかしこに立消ゆるさま、ただならず」とあり。されど那古にて眺望せし岬角にて、房總志料にも、那古に野島崎の名ありと云ふ）白濱の景致にはあらず。且顯輔の旅歌も、東路と廣く指せる者なれば、其の實何地たるを詳にせず、疑を存して可なり。

乙濱(オトハマ)

今白濱村に合す、白濱の東北一里、國志云、白濱の東隣を乙濱村といひ、乙濱の東を白間津村といふ、乙濱、白間津の間、山麓海に至て盡る所あり、蓋往昔安房朝夷二郡の境ならん、舊港は、乙濱村に屬す、東西一町餘、南北之に適ふ、港內狹隘、底質巖石にして、港口暗礁あり、然れども二三百石以下の小船、來て風浪を避る

者少なからず。

瀧口（タキグチ）

（長尾川）今根木と合せ、長尾（ナガヲ）村と改稱す、布良の東にして白濱に至る間の海濱に居る、長尾川あり。長尾（ナガヲ）川は畑村（今豊房村へ入る）の山中に發し、衆溪合して西南に流れ、瀧口村に至り外洋に注ぐ、長三里、〔國志〕畑村は蓋神餘郷内の地歟、瀧口、根本は白濱郷内たるべし。〔瀧口明神は一名小高明神といひ、義經記に見ゆる古祠也、〔房總志料〕義經記に「治承四年八月、賴朝安房の國へ渡り給ふ、洲のさきに御舟つき、瀧の口の大明神に通夜有て、はんどう、ばんさいにかかり、まのの館を出、小湊の渡して、那古を過ぎ、りやう島に附給ふ」云々。

神餘郷（カムノアマリ）

（金鞠）和名抄、安房郡神餘郷、訓加無乃安萬里、白濱郷の北に神餘村あり、豊房村へ編入せらる、神戸郷の東北に接壤す、神餘とは神戸の餘戸の義にて、古制一郷五十戸の剩餘を割きて、別置せらし也、俗稱よみてカナマリと云ひ、又金鞠（カナマリ）に作り、今に村里名に存す。

神餘（カナマリ）

今豊房村へ入る、巴川の水源にあたり、大神宮の東北一里許。本州中古の豪族、神餘氏此に起れり、國志云、神餘氏の城址は神餘村の字平田原に在り、丘上今藥師堂を設く、他皆田圃たり、往昔神餘氏之に居れり、永享年間、家臣山下佐右衞門定兼、其主景貞を弑し、本郡を押領す、城從て廢す、「安房貫記」神餘氏其先業、保元の役、安西氏、丸氏等の先と共に源義朝に從ひ、陸の御所を攻む、其後扶光寺（篠治・源賴朝に屬す、〔房總軍記〕其裔景貞（安房貫記光春に作り、里見軍談記景春に作る）に至り、嘉吉の頃、其臣山下定兼の爲に弑せらる、定兼遂に其地を奪ひ、安房郡を改めて山下郡と稱す、嘗山城主安西景春、丸城主丸信朝、其無道を惡み共に擧て之を殺す、〔安房貫記〕村内又鹽井あり、溪流に涌出す、醎味あり、土人弘法水と稱し、用ゐて食物を煮蒸す。

神戸郷（カムベ）

和名抄、安房郡神戸郷。○今神戸村及び富崎村なるべし、本州の南極なる海涯にありて、白濱郷の西北、神餘郷の西に隣接す。神戸とは即安房神の封戸の謂にして、古語拾遺に「阿波忌部所居、便名安房郡、天富命、即於其地、立太玉命社、今謂之安房社、故其神戸、有齋部（インベ）氏」とあるにて明瞭とす、近世は其鎭守の邑を大神宮村と稱し、四近に數村別立す、蓋古の神戸の封内なり。近年更に大神宮、犬石、佐野、洲宮等を合同して神戸村とし、布良、相濱を富崎村とす。

安房神社（アハ）

（大神宮）今神戸村大字大神宮に在り、館山の南三里、官幣大社に班す。延喜式に「安房郡、安房坐神社、名神大」とある是也。一宮記に「安房神社、踐洲崎大明神、太玉命也」とあれど、安房社は即太玉命社にて、洲崎社と異なり、洲崎も同神を祭りければ相誤れる者のみ。此祠は續後紀「承和三年、安房國無位安房大神、奉授從五位下」とありて、古より大神宮と號せられしこと、最信を取るに足る。○安房國志云、案するに當社の創建、古語拾遺に詳なり、其後景行天皇、上總國安房浮島宮に到りたまひし時、磐鹿六雁命、白蛤を得て大后に獻す、是時當社大神を膳食津（カシハデツ）神と爲し玉ふ、〔年中行事秘抄〕寛喜元年、源賴經駿河前司義村をして本州一宮に參向せしめし事、東鑑に見ゆ、其社領は承和十四年、正稅穀一百斛を加へらる、〔續日本後紀〕里見氏の時、社領三拾石を給す、舊幕府のとき之に仍る。

[illegible]布帆[illegible]汀、濱口[illegible]風脚、西南回首是蓬萊、
八丈浮雲一點青、　　古　堂

金胎寺（コンタイ）

昔一宮の別當にて、同邊に存す。〔國志云、曼陀羅山遍智院金胎寺は、大神宮村字小塚にあり、眞言宗、此寺に、もと空海書する所長九間幅九尺の六大文字、所謂佐野名號を藏せしが、兵亂の時奪ひ去られ、今鎌倉光明寺の重寶たり、〔新鎌倉志〕佐野（サノ）とは地名に出でし歟、大神宮と洲宮の間に、大字佐野あり、

洲宮（スノ）

（佐野）大神宮の北一里、太玉命の后神を祭る、蓋式内后神天比理乃咩命社にや、洲崎神社と相對授すべし。今神戸村の大字にも呼ばれ、洲（スノミヤ）一に須に作る。地誌提要云、洲宮は洲宮村に在り、后神天乃比理乃咩命を祭る、神武天皇元年辛酉創建とぞ。○國志云、洲宮社傳に因ふ、初め天富命、社を村の南方字魚尾山の上に建て、天比理乃咩命を祭る、山は海邊にあり、故に洲神、或は洲宮と稱す、（山上今猶洲宮の字あり、慶長元和の水帳も、亦之を記せり）後海面漸く干潟となり、海を距る七町餘に至る、文永十年火災に罹り、今の地に移すと。

（須宮）

下　須宮神官等

可早令安房國須宮、免除萬雜公事事、

右件宮、萬雜公事者、先日御奉免畢、重神官等訴申事實者、尤不便也、早可令免除之狀如件、仍在廳官承知、勿遺失、

治承五年二月日（吾妻鏡）

平沙浦（ヘイサ）

洲宮南西の海濱を云ふ、布良鼻と洲崎の間なる沙灣なり。○國志云、安房郡の西南なる海濱、伊戸村（今西岬へ屬す）以東、巴川に亘り、砂濱あり、平沙浦と云ふ、長一里餘、幅三町乃至七八町、一望曠漠、風光極めて佳ならずと雖、風烈の日は、濤沙面を捲き、眼を開くべからず、往々人行を絶すに至る、然れども漁獵の際に至ては、乾燥に便する事少なからず、漁民男女群集すと云へり。

巴川（トモヱ）

（犬石）神餘の間溪中に發する小水の末にして、西南流、犬石（イヌイシ）大神宮の間を過ぎ、相濱、平沙浦に至り、海洋に歸入す、長二里

布良（メラ）　今相濱と合せ、富崎村と云ひ、大神宮の西に接し、同灣に居る、故に布良鼻の稱あり。

（布良鼻）

國志云、布良崎は海上突出三町餘、其下岩礁林立、舟航近づくべからず、西南に伊豆諸島を望み、乾位に富士山を見る。○水路志云、布良鼻は洲之埼の南東約五海里にありて、其高水面上約四百八十三呎、此近邊の海岸線は、一般に高低し、故に海上大霧の時と雖、船中より布良を望み得ず、孤島を見るが如き事多し、其鬼ヶ瀬は一大危險にして、布良の鼻を距る一海里半、野島埼の燈臺を距る西南約四海里にあり、暴風の日は清浪澎湃し、高く大波浪を起す、然れども海面平滑なるときは、此險あるを知る能はずと云ぞ

常滿蒼蒼萬松風、千里路連東海東、高浪拍天無畔岸、一宮三宅青嵜中、　枕山
一葉如鼓颺山根、石欲鬼嘴樹欲舞、虎圖龍爭人難易、前巖如吐後山呑、

麻原郷（ナハラ）　和名抄、安房郡、麻原郷、訓季波良。○今詳ならず、土沙浦の邊に、小原の名遺るとも云へど、今戸村の洲宮、布沼より西岬村の坂井、伊戸など、其の邊一帶にかけて、麻原郷なりしかと疑はる、猶考ふべし。

國志云、今布沼（メヌマ）村、坂井村、各小原の字あり、蓋此地なるか。郡鄕考云、古語拾遺に「天富命、更求沃壤、分阿波齋部、率往東土、播殖麻穀」とある實の好地なれば、麻原とも云へるにや、猶尋ぬべし。

伊戸（イド）　今洲崎、見物、坂田（バンダ）、鱸見等に合併して、西岬（ニシザキ）村と改號す。伊戸は平沙浦の西畔端にして、布良鼻と相對し、洲崎の東南に居る。○伊戸と洲崎の間を川名と云ふ、一書此川名を以て和名抄河曲（カハワ）郷に擬せり、伊戸の北嶺は標高百九十二米突、西岬の最頂とす。

國志云、平郡妙本寺、文和二年文書、三富保內伊戸村と見ゆ、かかる保號のありしを知るべし。

洲崎（スノサキ）　今西岬村大字洲崎（スノサキ）の岬角是なり、本州の西南極にして、東京海灣の門戸にあたる、館山町の西二里半。

國志云、洲崎は洲山西走、此に至て盡き、一岬角を爲す、山骨大に露れ、巖石突兀たり、大武岬と南北に對峙して、館山灣を制し、三浦三崎と東西に對峙して、東京灣の外門たり、故に灣內風浪平穩にして、外洋と同からず、岬上砲臺址あり、近世文化五年戊辰、砲臺を洲崎に築き、尋いで大武岬、鷹島、和田村、前原町等に增築したり、即其廢址なり。○水路志云、洲埼は東京灣の東角にして、館山灣の大房埼を距ること南西四海里半の處にあり、南面より是を見れば、一簇の小山の如く、頂上は稍圓錐形をなす、山面蒼青相半す、其高六百十九呎なり、此處激潮甚强しといへども、埼を距る二鏈以外は隱險なし、故に此埼は相距る半海里の處に於て、之を繞航することを得べし、洲埼より東南、布良の鼻に至るまでは大沙灣にして、常に波濤淡入す。

小野氏遊房總記云、（安政四年）文化中、我公（白川樂翁）台命により、大筒臺場の場所を見立として巡廻あり、房州には洲埼に築きて、陣屋は波佐間に置かれ、松岡と呼ばる、又白子に遠見番所を置き、梅岡と呼ばる、然るに文政四年洲崎御臺場取拂となる。

洲崎神社（スノサキ）　今西岬村大字洲崎の御手洗（ミタラシ）山に在りて、洲崎明神と云ひ、式內、安房郡后神天比理乃咩命神社に擬定せらるる者、是也、西面して洋海を下瞰す。

神祇志料云、后神天比理刀咩（キサキカミアメヒリトメ）命神社、文德實錄に天比理乃咩命神社、三代實錄比理乃咩に作る、本書刀なるは乃に作る、蓋に誤れり、今檀日本後紀に從て之を訂す、元名洲神と云ふ、（延喜式、一本洲宮神に作る）後世或は洲崎明神とも申し、今洲崎村に富山あり、眞安房坐大后命の宮に后神を祭る、按、一說に洲宮村の后神社を式內とし、洲崎明神なるを其分社とし、洲宮に建長三年以來の文書三通を藏置し、其文中に洲宮の語あるを證左としたり。○國志云、洲崎村御手洗山の明神は、中古以來別當吉祥院の所管なりき、仁明紀天比理刀咩命神社にして、延喜式には大社と定められ、元名洲神と注したり、源賴朝深く洲崎神を信す、治承四年九月五日、當社に參拜して願書を納めて曰く、召還の徵上意に任せしめば、功田を寄せ神威を貴るべしと、同十二日遂に神田を當社に寄す、壽永元年辛丑二月、在廳當社神領の境を成す、賴朝下知して之を停止す、〔東鑑〕壽永元年八月、賴朝室政子産氣あり、洲崎の尙不幣使を近國官社に立て、安西三郎をして當社に參向せしむ、其後太田道灌江戶城を築き、當社を江戶に勸請す、今の神田明神是なり、〔永享記、江戶事跡集、（安房誌）〕里見氏の時、社領高五石を給す、舊幕府之に仍る、文化九年壬申、松平定信（越中守）社額を書して之を奉納す、更に神庫に藏す、舊別當吉祥院、養老寺といへり。

（洲先）

房總志料云、源平盛衰記に、賴朝洲崎（スノサキ）明神にて「源は同じ流れぞ岩清水せきあげてたべ雲の上まで」と詠し給ふ、洲崎明神と申すは、八幡大菩薩を祀奉る、云々、此說非なり、歌意に據りて、鏡浦の八幡宮（鶴谷）なりと知るべし、義經記は「賴朝洲先と云所に御船はせあげ、其夜洲口明神に通夜あり」とて、夜歌を傳ぐるは非也、洲口は洲先を去ること三里。

義經記云、治承四年八月十七日に、賴朝謀叛起し、十九日相模の國こはゝ川の合戰にうちまけ、とひの杉山に引こもり給ふ、廿六日に伊豆の國まなづるがさきより舟にのりて、三浦を心ざして出す、たりふし風はげしくて、三浦へ舟をよせかねて、廿八日の夕ぐれに、安房の國す

のさきといふ所に、御舟をはせあげて、其夜にたきのくちの大明神に御通夜有て、云々、○盛衰記云、土肥次郎は出富の小擬校と云海人が小船を借て、畠山若者と云所より急ぎ船を出し、漕げや急げとて、安房國洲崎を志して落行ける。平岡長門木云、土肥實平は土肥のかこ屋が入と云山に籠てまし〳〵けるが、小浦と云所へ出給て、船一艘に乗て、安房國へぞ赴給ける、其輩佐以下の人々、七人ながら皆大童にて、烏帽子着たる人も無りければ、其浦に次郎大夫とてありける者、かひ〳〵しく烏帽子十頭進せたり。

安西三郎景益、依給御書、相具一族幷在廳兩三輩、參上于御旅亭、景益申云、無左右有入御于御所之條、不可然、如長狹六郎之謀者、猶滿衢歟、先遣御使、召御迎可參上之由、可被仰云々、仍自路次、直被遣御駕、渡于景益之宅、有御參洲崎明神寶前、〔東鑑 治承四年九月〕

見物（ケンブツ）

今伊戸、洲崎、濱田等と、相共に西岬村へ入る、洲崎と館山の中間にして、北に汐灣を控へたり、洲崎の東一里。○人類學會雜志云、濱田村手斧鑿（ナタキリ）神社所在洞穴あり、現今神社を東に去る數町、高性寺と稱する一古刹に屬す、房總志料にも之を記す、其制は獨木を穿て以てなす、巖窟全部に亘り、古色蒼然、信に得易からざるものなり、總長七尺四寸強、右最も廣き所にて一尺七寸三分、全形は俗にテンマ舟と呼ぶものに似たり、艫艪形を異にす。○房總志料云、手斧鑿明神は觀見間に在り、道を隔てゝ上下の二祠に分る、其上祠の側に大岩窟あり、此窟より洲口明神まで、三里が間拔け道ありと、俗説にいへり。

鹽海郷（シホミ）

和名抄、安房郡鹽海郷、訓之保美、今見物と館山の間に鹽見村あり、西岬村へ編入せらる、されば見物以東、沼、柏崎までを本郷の舊域とし、今の西岬村の一半、及び豐津村に渉るとなすべきに似たり。

旭影國光土石華、分明積水一盤圍、不知□濤雨將至、只道他娥阿鏡來　星嚴

宮城（ミヤギ）（柏崎浦）沼（ヌマ）

今豐名、柏崎、沼等相合して豐津（トヨツ）村と改稱す、館山町の西、海に沿へる村里なり、海中に沖之島、高之島等あり、點綴して勝景を成す、海水清淺、潮堆出沒す、通して柏崎（カシハザキ）浦と呼ぶ。

今豐津村の大字とす、保元物語、源氏揃の條に、安房には安西、金餘、沼平太、丸太郎一と、惡源の武士を擧げたり、沼平太、即此地の在名を稱へし者とす。○國志云、國司神社は沼村の磯崎に在り、源親元を祭る、傳へ曰ふ、親元永長元年丙子、本國の守となり德政あり、任滿ち京に歸る、土人之を慕ひ、親元其左袖を留めて之を遺す、永久二年甲午、國人相謀り、社を其居址に建つと、近年、一地中より古鏡の底、沼村及び金谷には、第二紀の珊瑚礁あり、兼に前者は現今の海邊を距ること三十五米、海面を拔くこと二十米の處にあり、是れ以て、此の地方の漸次に隆起せしこと、及び當時の氣候の、今日より遙かに温暖なりしを知るに足るべしと。

館山（タテヤマ）

今眞倉（サナクラ）を合せ、館山町と云ふ、人口四千五百、海灣を西北に湛へ、汐入川を帶び、南方連山邊を遶たり、北條と汐入川を隔つと雖、もと一邑の別坊のみ。○國志云、館山、元里見氏居たり、其後稻葉氏陣屋を設け之に居る、戸數五百、漁船あり日々東京に航通す、本郡物貨の出入、多く之に由る、里見代々記に、館山は平判官良政の城跡なり、里見義康之に居ると、平判官今考ふべからず、然れども保元物語、沼平太、安西、金余、丸等と連稱し、館所を攻めたる事を載せ、又東鑑、建久四年安房平太□□に謀する事を記す、蓋其時の安房國沼村に在りたるを以て、或は沼平太と云ひ、或は安房平太と稱したるならん、而して沼村は館山の近傍にあり、則所謂平判官は安房の平太なるか。○近世、稻葉丹後守正則の四世孫、越前守正明、館山一萬石を賜はり、寛政三年に至り、陣屋を置き以て、大政革新に至れり。

館山城址（タテヤマ）

市街の南にあたり、俗に根古屋（ネコヤ）山と呼び、獨其に、他に相連なる所なし。○國志云、館山、高大約二百尺、周廻十九町、里見義賴初て城きて之に居り、忠義に至り封除せらる、陣屋址は城址の下に在り、寛政三年十一月稻葉氏越中守正武の築く所とす。○管窺武鑑云、里見家は刑部大夫義堯の代に、上總、下總を切取、上總に居城なり、二代目義弘の時、安房、上總兩國計支配、三代義賴は房州岡本に居城、太閤秀吉より上總を召上られ、安房一國なり、四代義康に館山に居城す、石田亂の時、結城秀康公と一所に野州へ打越、景勝を押へられし忠勤にて、家康公より常陸鹿島郡に三萬石加増、五代安房守忠義の代に家絶候は、大久保相州御改易の時の首尾を以て、慶長十九年伯州へ流罪、其跡藤田能登守信吉、台命にて館山を受取に向候、

房州雜詠　長□

菲遊無所拘、風景但相隨、水寺臨漁市、野橋通釣船、雲山迷似畫、蝦菜不論錢、綾□何辭醉、醉聽沙上眠、

汐入川（シホイリ）

豐房村の諸溪澗、流下して眞倉（サナクラ）に至り滙合し、館山市街の東北を繞りて鏡浦に入る、之を汐入川と名づく、一條の細流のみ、一名館山川。

館山灣（タヤマ）（眞倉、鏡浦）

本州西南なる一海灣にして、洲崎を南角とし、大武（ダイブ）岬（多田良村に屬す、一に大房に作る）を北角とし、東方へ灣入す、故に偏東、及び偏南の强風には、好避泊所なれど、西風に暴露す、其館山町の前面は、高の島の邊、汐入川の末に在り。國志云、鏡（カガミ）浦とは館山灣の一名なり、東西大約七里、南北大約五里、楕圓形を爲し、風潮靜平、鏡面に似たり、

故に名づく、本州第一の勝地なり、灣中に二島あり、鷹島、周回十町、面積四畝、標高七米突、雜樹茂生す、辨天祠を置く、又館山藩舊築の砲墩址存す、沖島は其西に在り、周回十町、稍低平なれど樹木蓊鬱、一祠有り。(地學雜志云、鷹島、沖島を構造する第三紀の凝灰岩、波浪のために碎け、其自然淘汰に由て、凝灰岩中に存在せる水銀、滴状をなして濱砂中に散點するを見る、凡一舛の砂土中に米一粒程の水銀あり。)

弘治二年、里見の兵船八十艘、房州稻村の浦邊、高野島より纜を解き、七里の海上を押渡り、相州三崎へ着岸して、城ケ島に相戰ひ、里見家利運に見えければ、船擧て勇みにこり、翌朝また一戰と定けるに、其夜猛風甚雨して、寄手の兵船浪にゆられ、沖中に吹戻されし程に、今は詮方なし、またこそ寄て戰はんめとて、安房上總の濱々へ向、寄に任せて是非なく歸帆したりける。〔關八州古戰錄〕

長田（南條）

今南條、岡田、飯沼、大戸、古茂口、鶴口)出野尾等と相合して、豐房村と云ふ。(水脈を異にする、神餘村をも、之に合せたるは、地理の自然に非ず)館山町の東南にして、山間の間に位置し、即汐入川の源地なり。所々の山林、白土坑を點在す。

相州圓覺寺文書に「應安二年、安房國長田保西方半、安西太郎左衞門入道以下押領」云々とあるは此なり、又南條は北條に對せる名目なるが、中世にあたり、某庄號一圓の地を、南北に兩分せるに起る。〇國志に、房州西南岸の地の、古來隆起増加の事あるを述べ、館山南條より、那古北條の邊の低野は、滄海の變して稻田と爲れるを疑へり。然れども、其論議として「安房郡東部、今猶古の寺兒歌を存す、曰く、

チンチガオモリハ、ドウコイ〻、ナンデウナゲタヘ、トトカヒニ、ソノトトカウヂナニスルダ、チンチニアゲコトカウテキタ、チンチコシナサヘ、チコナサヘ、

蓋當時、南條長田村は海岸に沿ひて漁村たり、故にしか云ふのみ、而して、今は則海を距る大約三十町に及ぶ、以て陸地の増加せしを證すべし」とあるは信じ難し。彼寺兒歌は千年の古語に非ず、其南條の名を唱ふれば、北條の存在をも許容せざるべからず、且南條に魚を買ふの句を以て、直に其濱岸の地たりしを論斷し難し、何となれば、當時已に北條の更に南條よりも海に近邇して在りしを知らるれば也。大地の隆起せるや否やは、猶別に精論を要す、今南條の水田は、海潮面上凡十米突。

岡田

今豐房村の大字とす。

山下郡岡田村、百十四石六斗貳舛四合、北郡小浦村六十六石五斗三舛、山下郡北條村之內護摩堂屋敷十石、合百九十一石、寄附之状如件、

慶長十一年午七月三日　(印、里見氏)

(高野山)西門院〔史料〕

太田郷（大戸）

和名抄、安房郡太田郷、訓於保太。今詳ならず、地形の大概を以て之を推すに、館山、北條及び豐房等、汐入川の水系の高地にあたる。舊説、大戸を以て太田の訛とも論ぜり、大戸は今豐房村の大字とす。

北條

今北條町、人口五千五百、高井村、八幡村、湊村、長須賀、上野原等をも合せたり。館山の北にして、共に海濱に居り、卑低の坦地也。郡役所ありて、安房全郡を所轄す、千葉縣廳へ二十六里。

國志云、北條村は館山灣に臨む、里見義豐の時、安西氏之に居る、德川氏に至り屋代氏、水野氏之に居る、維新の後、本多氏亦之に居る、現今郡役所、裁判所等あり、農商雜居し、漸次繁昌を加ふ、其北條城址今詳ならず、宇城屋あり、蓋其舊址ならん、里見義豐の時、安西氏之に據る、正木時綱攻めて之を取る、〔正木家譜〕又陣屋址は北條村字鶴谷にあり、天保十四年、忍城主松平忠國(下總守)海防の任を負ひ、陣屋を此に設け、岡山城主池田慶政(內藏頭)代て之を守る、明治三年本多正訥白濱より藩廳を此に移し、幾もなく廢す、今現に北條小學校を此に設く。又云、正德元年、屋代氏の臣川井藤左衞門、作毛檢見として領內を巡り、過分の年貢を徵す、農民等之を訴ふ、川井之を拒む、農民愁訴して已まず、由て其中三人を刑す、農民大に怨み、之を幕府に訴ふ、幕府其封地を收む、屋代氏は寛永十五年、甚三郎忠正、房州一萬石を賜り、北條に陣屋を建つ、傳へて三世越中守忠位に至り敗亡す、享保十年、水野壹岐守忠定、北條の邑主となりしが、又三世(文政十年)にして上總椎津へ轉封す。

鶴谷八幡宮

北條の北なる湊川の邊に在り、諸州の例を推すに、謂ゆる府中八幡にして、後世此地に轉徙し、即鶴谷の號ある者とす、西面して鏡浦に對し、汀際へ六町。〇國志云、鶴谷八幡神社は、八幡村字宮谷にあり、社傳に、往古豐前國宇佐太神を奉遷し、社殿を國府に建つと、平郡府中村今猶故址を存す、永正五年、里見義通再建す、爾後世々神領を附し、社殿を修繕せり、德川氏之に仍り、朱印高百七十一石餘を寄附す、明治六年鄕社に列せらる、祭日九月十四日、安房郡安房神社外八社、朝夷郡莫越山神社外九社の神輿を本社に會し、海濱に於て輿事を修す、本州第一の大祭たり。

湊川

平群村の奧、嶺岡の山中に發し、南流瀧田村を經て、府中に至り、西方へ屈折し、下流三十町許にして、鏡浦へ入る、其下口南岸に湊村、八幡村(北條)あり、北岸に正木、那古あり、水源より測れば凡五里、房州に於て最大と稱するも、舟筏を上下する能はず、上游には平久里川と稱ふ。

義經記に、賴朝は湊のわたりして、那古の觀音を伏拜み、

雀島の明神に祭り、鵆島に着く山を載せたり、湊の渡は此湊川のことなれば、內浦、小湊と相混ずべからず。

河曲郷（カハワ）

和名抄、安房郡河曲郷、訓加波和（）今詳ならず、其河曲の語意に就きて推せば、湊川の曲隈にあらずや、今國分、高井、腰越、磨瀬の邊、舘野村と改號する者）其形狀あり、蓋是のみ。高橋氏文に「［illegible］御安房浮島宮時、磐鹿六鴈命、得白蛤何［illegible］、只河曲山梔葉、刺作高盤而献之」云々（原文浮島宮址に出づ）とあるも、此地とすべき歟。其河曲山は今山本山にて、其西麓に山本の里名あるも、故なきにあらずと思はる。

（河曲山）

浮島宮址（ウキシマ）

今詳ならず、淡水門及び河曲山の位置を擬定し、更に宮殿の址を求むるに、國分寺の邊を最形勢を得たりと爲す、（國志に、浮島の名を勝山の海島に引きあてて、宮址を彼孤嶼に求め、かつ近世土人も彼島に行宮の古跡を附會すれど、海波の中なる岩上、豈帝王巡幸の地ならんや、必や當時地方の大邑、遠近來集の便ある所こそ、即宮址のある所なれ）往時は海潮此地に迫り、浮島浦の名もありけるにや、浦といふこと、高橋氏文に見ゆ。○下總舊事考に、浮島宮とは即洲崎の社なるべしといへり、亦一說なり。

本朝月令、年中行事秘抄所引、高橋氏文云、巻向日代宮御宇、大足彦忍代別（景行）天皇、到于上總國安房浮島宮、爾時磐鹿六鴈命、從駕仕奉矣、天皇行幸於葛飾野、令御獦矣、大后八坂媛は借宮に御座、六鴈命亦留侍、此時大后詔、此浦聞異鳥之音、其鳴駕久（中略）六鴈命乘船還時、魚多追來、即以角弭之弓、當海魚之中、即着弭而出、忽獲數隻、仍名曰頑魚（カタ）、此今諺曰、堅魚以角作柄釣之由也、船過潮涸、渚上に居ぬ、掘出と爲に、得八尺白蛤一具、六鴈命捧件二種之物、献於大后、即申、六鴈料理て仕奉と白て、無邪志國造の上祖、大多毛比、知々夫國造の上祖、天上腹天下腹人等を喚しめて、膾に爲り、及煑燒雜々に造り盛て、河曲山梔葉を見て、高次八枚に制作て、其木葉を見て、枚次八枚に制作て、日影を取て縵と爲し、蒲葉を以て美頭良を卷き、正木葛を採て、襷にかけ帶にし、足纏を結て、雜物を備へ結餝て、乘輿の御獦より還入坐時に仕奉ります、此時天皇勅く、此者誰［illegible］、磐鹿六鴈命、獨が心には非矣、斯天坐神の行賜へし物也、大倭國者以行事負名國也、磐鹿あれ子孫の八十連屬に、遠く長く天皇が天津御食を、齋忌（イマハリ）取持て仕奉と負賜て、［illegible］太刀を副賜き、又此行事は大伴も立双て仕奉べき者と勅て、日竪日橫、陰面背面の諸國人を割移て、大伴部と名けて、賜き、又諸氏人東方諸國造十二氏の枕子、各一人進せて、平次比例給て、（中略）依賜き、是時上總國安房大神を御食津神と坐奉て、若湯坐連等が始祖［illegible］日を火鑽［illegible］、［illegible］食に奉て、大八洲に像へ八たとこ八たとめ定て、神嘗に仕奉始き、（中略）後武藏國知々夫大伴部上［illegible］、三宅連意由、木綿もて蒲葉に代へ、美頭良を卷くこととしたりき、迄于今朝庭［illegible］壬戌（平安宮延暦十一年）並三十九代、［illegible］き。

國分（コクブ）

今［illegible］、安房［illegible］、［illegible］改む、北條町の東［illegible］、舘野村と接す。

國志云、［illegible］國分寺は［illegible］と字する地に在り、［illegible］、［illegible］國分寺を建立［illegible］、［illegible］見ず、寺の［illegible］は、國分村にあり土人訛して庚申塚といふ、寺の［illegible］の遺址なり、寺中に承和二年、至孝を以て褒賞を賞ふ事續日本後紀に見ゆ、嘉永三年有志［illegible］建て、遺址を［illegible］、國分寺の近地大網（オホアミ）に、［illegible］一古鐘を藏す、其銘は梵文を交ぜたる［illegible］、制作［illegible］佳麗なり、茲に弘安九年、歲次丙戌、九月、大願主隆尊、大檀那矢作助定、大田末延、大工大和權守物部國光」。

（網大）

山本（ヤマモト）

國分の南に隣り、今舘野村の大字とす、古書に山下に作るも此里なるべし。

房總志料に「嘉吉年間、房州の名族神餘某の臣、山下佐左衛門定兼と云ふもの、其主人を殺し、神餘城主となりて山下郡と改む、按に、山下は今平群郡池田村に近くあり」と述べしは疑ふべし。平群郡にも山下村あれど、神餘城と相距ること遠し、謂ゆる山下郡山下氏とは、安房郡の形勢に屬する者にて、山本村に起れるならん。

安布里（アブリ）

今舘野村の大字にして、山本の南西とす。○國志云、白土坑は安布里、飯沼、古茂口、稲村、大網等の山林に點在す、一種［illegible］、其土白くして細なり、琢磨に供すべし、所謂房州砂なり。（今舘野二村に分屬す）

安西（アンザイ）

古昔安房郡に安西氏あり、名族とす、今安東の村名の遺るに據りて、安西の地を求むれば、稲村、山本の邊に之を假定し、蓋和名抄河曲郷の舊里にあたる。但し安の東西を分つは、國安の一庄ありしに出づるとするも、其安字を負へる［illegible］未詳とす、［illegible］は安房郡を東西に二分したる歟と云ふ。

東鑑、治承四年九月、「安西三郎景益、依爲御書、參上于［illegible］之［illegible］、不可然、如長狹六郎之謀者、猶［illegible］歟、云々、仍自路次、更被遣御使、［illegible］之宅」とあり、宅址は何地にか、今傳へざる歟。

稲村（イナムラ）

今舘野村の大字とす、北條町より、國分寺を經て、稲村に至る凡一里、里見氏の廢墟あり。

經里見氏故墟、在舘山東、凡房總之地、其多野千、形似孤而小、梵語所云悉伽羅者、

里見家譜[illegible]曰、[illegible]、[illegible]付出去、野千葉穴石[illegible]、

里見義[illegible]

[illegible]云、[illegible]城址は今[illegible]、里見義實之を築き、白濱より移居す、子孫成[illegible]、[illegible]、義豐之に居る、里見氏は源義家の孫、新田義重の子義俊を祖とす、(義俊上州里見に居り、始めて里見氏と云ふ)建久四年、義俊安房の守[illegible]となり、[illegible]郡に住る、〔鏡岡寺系圖〕数世の裔孫、刑部少輔家基(義實の父)結城氏朝と共に、[illegible]下、安王を擁して、結城城に據る、足利義教兵を遣して之を討つ、嘉吉元年四月城陷る、家基之に死す、是より先、家基其子義實をして潜みて相州三浦氏に依らしむ、未だ歸らずして城陷る、義實時に二十七歳(一に云二十一歳)直に本州に遁る、會木曾[illegible]に亂る、義實を擁して將となす、義實本州を平らげ、城を白濱にかまへ、之に住す、後白濱の[illegible]なるを以て、稲村の地に移城す(館倉大草紙十村城と云ふは稲村の誤なり、(里見系圖には、義實[illegible]の群族四氏を攻めて之を滅すといひ、安房[illegible]記は義實安西家に仕ふ、孫義豐に至り四氏を滅すといふ)永正十四年成義卒す、居ること四年、大永元年義通亦卒す、其に於て安西、[illegible]氏の遺族、其幼弱に乘じ、故土を復せんと欲するものあり、時に三浦時綱來て本州に在り、義豐時綱の用ゆべきを知り、之を待つ甚厚し時綱遂に其家臣となれり、安西等謀て時綱を殺さんとす、時綱奮擊して安西を誅伐し、北條城及び山下郡を得、義豐大に悦び、妹を以て時綱に妻はす、時綱從奮戰し義豐をして稲村に居らしむ、而して丸氏[illegible]入[illegible]城に據り、[illegible]正[illegible]原城に據る、時綱[illegible]、皆之を取る、時綱女子あり、義豐の甥[illegible]、金居城(上總國天羽郡)に居り、之を娶る、天文二年、[illegible]石見、天津城主[illegible]して日く時綱其嫡を立るの志ありと、義豐之を信じて未た發せず、會時綱若發して殘す、義豐時綱の長子業、(大膳大夫)次子時茂を稲村に招き之を[illegible]、業死す時茂創を蒙り遁れて[illegible]の山之城に歸る、義豐石見をして山之城を攻めしむ、時茂が弟時忠兵を率ひ防戰して石見を斬る、三年四月義豐親兵に將として山之城を攻めんとす、時忠犬懸村に迎戰す、義豐兵敗れて之に死す、時茂、時忠議して義堯を立て、其後を繼がしむ、〔正木家譜〕義豐遺腹の子あり、名を義員といふ、僧となり越後國蒲原郡排[illegible]寺を開基す(一書云、里見義道の卒するや、子義豐猶幼なり、弟實堯に遺囑して家務を攝せしむ、實堯乃上總久留里城より稲村に來り、子義堯と共に兵馬の權を專にす、已にして義豐長じ、群下或は[illegible]を樹て、天文二年七月亂起り、實堯之に死し、翌年義豐又戰死すと)

大井鄉（オホヰ）

(竹原、安東)

和名抄、安房郡大井郷、訓於保井。○今九重(コヽノヘ)村に大字大井あり、稲村の東にして、朝夷郡界に居る、されば大井の舊郷も此邊に外ならず。

九重村は竹原(タケハラ)、安東(アンドウ)、大井、[illegible]の九村を合併したる新號なるが、其意義を知らず、[illegible]記に頼朝洲先を立て、坂東、坂西に[illegible]り、まのの館を出て、淡の渡りして」云々、坂東坂西は安東安西の[illegible]聞に出でし誤にて、坂東は此安東に外ならず、まのもまろの[illegible]のみ。

御庄（ミシヤウ）

(群房)

今池之内、山名等を合せ稲都(イナミヤコ)村と改む、竹原の北にして、平群朝夷の二郡の間に挿入せり、疑はくは古の平群郡餘戸郷の分城なるが、後世安房郡へ入れるならん、或は云ふ、御庄とは古循に見ゆる群房(グンバウ)庄の遺唱なりと。

山城新[illegible]、[illegible]和[illegible]安房國郡房庄」、また空華日工抄に、應治六年、寄若(足利義氏)遂翌、遺命、葬于瑞泉精舍、乃捨安房群房莊、實[illegible]之[illegible]とあり。國志云、群房莊、豊平群安房二郡の中間に在りしが故に、名つけられしにあらずや。○地理志料云、諸寺文書集、收相州多聞院、嘉永二年文書、安房國群房莊餘戸村、按、富山倉蔵有合戸村、疑餘戸之[illegible]、[illegible]、今安東、(平群郡餘戸郷を參考せよ)

淡水門（アハノミナト）

今[illegible]、[illegible]、[illegible]日本紀、古事記には、日代[illegible]宮條日、此之御代([illegible])、定東之淡水門、云々)及び高橋氏文に見ゆ。蓋相模國御浦より東渡して、着岸する者なれば、今湊川の海門にして、館山灣に外ならず。和名抄、平群郡長津郷あり、今の那古に當り、湊川其南を繞る、古の水門、恐らくは此地なりしならん。

景行紀云、天皇幸伊勢、轉入東海、至上總國、從海路、渡淡水門、是時聞覺賀鳥聲、欲見其鳥、尋而出海中、仍得白蛤、於是、膳臣遠祖、名磐鹿六雁、以蒲爲手繦、白蛤爲膾、而進之、故美六雁臣之功、而賜膳大伴部、([illegible]東京湾海を參考すべし)通證云、覺賀鳥、一名水佐古、或曰一名水長島、萬葉集所謂水長島、安房之處[illegible]、蓋出于此。(冠辭考曰「水長鳥(ミナカトリ)、安房に續きたる、梓弓、末の珠名は」云々、水長は息長にて、水中に潜り、息長き鳥なれば、嗚呼と云に譬て、安房とつづけしならむ)○姓氏錄云、左京皇別、膳大伴部、阿倍朝臣同祖、大彦命孫、磐鹿六雁命之後也、景行天皇、巡狩東國、至上總國、從海路、渡淡水門、出海中、得白蛤、於是、磐鹿六雁蒲爲[illegible]、進之、故美六雁、賜膳大伴部。(高橋氏文に詳述あり、簡なる洲崎宮址、河内由[illegible]を參考すべし)

平群郡（ヘグリ）

(平郡)(北郡)

近世平郡(ヘイグン)と唱へ、明治二十九年安房郡へ合同す、當時面積九方里、一町十村に分てり。

平群郡は和名抄倍久利と註し、十一郷(川上と驛家、重複すれば、實は十郷なるべし)に分つ、治承の頃に、平北郡(ヘイホク)と稱す、〔東鑑〕文和の北より、北郡(キタ)、又北之郡と呼ばれ、慶長、元和に及ぶも然り、(妙本寺文書、[illegible]志)正保圖、平郡に作り、寛文年中[illegible]平群に復したるも、元祿以降、又平郡に作り、近時に至るも之に仍れり。○平群は安房

郡の北にして、上總夷隅郡界の山に至り、東は嶺岡の連峰を以て、長狭、朝夷と相分ち、西は内海に限らる。其安房郡との境界は、田野平[illegible]し、府中の東南は、古今郡郷界の出入あること[illegible]。

世に傳ふる僞風土記に「平群、[illegible]海東、西限[illegible]山、東限縦喜山、南限蔓山、北限小倉浦」など云へるは、妄誕論なし、北界に海ありと爲せるは、殊に驚異すべし。

（安房[illegible]志、北郡、[illegible]長狭[illegible]高、二萬三千石。）

砥河郷

和名抄、平群郡砥河郷、訓止加波。○今府中村、瀧田村、[illegible]是なり、[illegible]府中にして、其北瀧田の大字上堀に戸川の地あり。因りて惟ふに、砥河とは本來溪名にて、湊川の上游（今[illegible]府中）即是なり。郷名も之に因りて起り、其溪邊に負せられ、府中はやがて溪の東岸に在りき。[illegible]郡[illegible]革[illegible]に、府中を白濱と爲すは誤れり。

府中

今木織、谷向、山下、大字口等と相合し、國府村と云ふ、古字或は誤りて分に作るは、最訂正を要す。北條町の東北半里、湊川の上游（此に平久里川と云ふ）の左岸に居る。

和名抄「平群郡、國府、行程上四十四日（延喜式三十四）下十七日、養老二年、割上總國四郡、置此國」と云ひ、延喜式「安房中國、管四郡、流移人配所、安房國遠流、去京二千一百九十里」とも見ゆ、即此なり。○國志云、府中村は今戸數六十、民農を業とす、土地平坦にして、全州の通衢たるを得、故に中古國衙を此に遷したり、而も山海の障なきため、戰國の際、武人の此に據る者なく、終に一小村落となれり、[illegible]詳ならず、實珠院の西北に高地あり、東堺にして[illegible]、當時[illegible]ならん。○足利氏[illegible]、[illegible]を安房國に補任せられし事、[illegible]に見え、[illegible]まで[illegible]後、伊豆等と共に、安房は上杉家の分國かと疑はるるも、古書に明徴なし。里見義實以前の守護人、考究を要す。○房總志料云、府中の川原に、毎年三月の末、十日の間市あり、房州の地、もと市街を置かず、故に諸國の商賈も、此市に群集し、[illegible]手見[illegible]往來、[illegible]の如し。

寶珠院

[illegible]中に在り、[illegible]云、今國府寶珠院、眞言宗なり、寺傳に、[illegible]、開山[illegible]の[illegible]、[illegible]く傳法に歸[illegible]、[illegible]を請ひ、[illegible]屋を以て堂坊となし、[illegible]して寶乘院といひ、宥[illegible]を[illegible]とし、其[illegible]子をして弟子たらしむ、一子[illegible]し、[illegible]て[illegible]、本尊を[illegible]て本尊に[illegible]、[illegible]寶珠[illegible]現す、由て改めて寶珠院と稱す、[illegible]、寺領二百三石[illegible]を有したり。

一[illegible]拾石は　北郡佐久間村之内、[illegible]、
一貳拾石は　丸郡久保村之内、眞野寺領、
一拾九石八斗は　北郡佐久間村之内、[illegible]、
一拾八石は　北郡平久里村之内、天神宮、
一百四拾六石は　北郡[illegible]、[illegible]之内、
[illegible]拾九石九斗[illegible]　山下[illegible]
合貳百七拾五石七斗
右令[illegible]之[illegible]
慶長十一年七月三日　（印、里見氏）
寶珠院[illegible]

延命寺

[illegible]、本織に在り、本織は國府村の大字とす。[illegible]云、[illegible]、[illegible]、[illegible]十七年庚辰、里見實堯吉州梵貞を請待して開山とし、田園を附し、[illegible]、里見[illegible]亡び、[illegible]二百拾七石[illegible]、實堯、[illegible]、及び木像あり、木織、古書多く本折に作る、

（房[illegible]）　長[illegible]

民[illegible]、[illegible]、田[illegible]山、[illegible]、[illegible]多[illegible]竹、[illegible]、[illegible]、野[illegible]

瀧田

今瀧田、上堀、下堀等を合して瀧田村と云ふ、國府村の北にして、平久里川の溪谷に屬す。或は、和名抄、[illegible]を以て、瀧田村に擬すれど、山川[illegible]、[illegible]々として平群郡に在れば、[illegible]此[illegible]し難し。[illegible]、[illegible]本[illegible]村[illegible]に瀧田に在り、其[illegible]妙法蓮華經の[illegible]を[illegible]するが如し、村民[illegible]へ[illegible]ふ、稲垣四郎兵衛と稱す、里見[illegible]に仕ふ、天文三年四月、義豐、正木時忠と本村川[illegible]に戰ひ戰死す、[illegible]重力戰して之に殉す、人民其忠勇を稱へ、[illegible]を此に[illegible]むと。

餘戸郷

和名抄、平群郡餘戸郷。○今[illegible]ならず、本書砥河の次にこれあるを見れば、即砥河の餘戸なるべし、されば瀧田村[illegible]、又府中本織の西に[illegible]庄村あり、（近世[illegible]房[illegible]の[illegible]管[illegible]り、今[illegible]村と改稱す、）[illegible]地にあたる[illegible]、[illegible]を得るなきにし[illegible]、中世に[illegible]房[illegible]と云へり。

按、國志に、富山の麓なる合戸を以て、餘戸の訛傳にやと云す、恐らくは非なり、古文書に、[illegible]房[illegible]餘戸村と見ゆるに非ずや。

大里郷

和名抄、平群郡大里郷、訓於保佐止。○今詳ならず、されど其大里の名義に由りて、平群[illegible]大里、上峰かと疑はれ、且[illegible]に[illegible]らして、瀧田の北なる平群[illegible]にあたるを知る。

平久里

今荒川、山田、犬懸、川上、吉澤等を合して平群村と云ふ、瀧田の北にして、平久里川此に發す、山中の大邑なり。府中より此地（平久里下村）に至る二里半、嶺岡を踰え、平群（長狭郡）に至る二里。

當平久里々正[illegible]　[illegible]　[illegible]

千年平久里、素樸古風存、[illegible]色[illegible]、人[illegible]上下[illegible]、山深石学子、地[illegible]生[illegible]、且欲[illegible]、[illegible]高[illegible]門。

(伊豫嶽)

國志云、平群天神社は中村の溜東に在り、伊豫嶽(イヨ)の下にあたる、此山は高三百三十丈、嶺頭と富山の中間に聳立す、平久里に大福寺あり、今日の森に因く、安房州北部、平久里郷、大日山福滿寺、號一日ヶ代當寺山號此等昇普、

永享辛亥、鶴谷上管田、別當藻浴子拜、考古、

犬懸(イヌカケ)　今平群村に入る、平久里下村と瀧田上村の間にして、西房總驛路は此を經由す、北條へ三里、勝山へ二里。

川上郷(カハカミ)

和名抄、平群郡川上郷、訓加波加美、驛家。○本書川上の下に驛家とあるは、細注にして二部名にあらず、延喜式に「安房國驛馬、白濱、川上、各五疋」とあるにて之を知悉すべし。今川上と云ふは、犬懸の北、伊豫嶽と富山の間に其名存し、平群村の大字とす、されば川上驛家は、もと大里郷の中に置かれし者にして、其分域と判斷せらる。猶地形に參照して之を云へば、平群下村、及び川上、犬懸等は古の驛家郷内に係り、中村、蘇川、山田などが大里郷なりけん。驛路の次第は川上、白濱(吉濱)、天羽(上總國)とつづけば、大抵今の西房總街道に同じと知るべし。

長門郷(ナガト)

和名抄、平群郡長門郷、訓奈加止。○今那古町、船形村即是なり、府中紙河郷の西にして、濱海に居り、那古浦と稱せらる。長門は即那古津の謂にして、蓋に古今の轉移あるのみ、難波津の那古の、今大坂市南に、長門(ナガト)の名を遺すと、同一例也。然るに僞風土記に「長門、或長牟門」と云ふは、放言に出る情想ふべし。

那古(ナコ)

今正木、龜原(カメハラ)を合せて那古町と云ふ、北條の北一里、館山灣(鏡浦)の一岸に位置し、湊川其南を流る。「那古は戸數四百、居民商賈を專にす、觀音堂あり、丘阜に倚り海洋を望む、四時遠近來拜の者多し、坂東巡禮第三十三番の札所也、村邑の繁昌北條に亞ぐ。」

那古寺(ナゴデラ)　國志云、那古觀音は南面す、二層塔、六角堂、其他附屬堂舍多し、堂宇壯麗にして、本州佛閣堂拜の多き、長狹郡の誕生寺を除くの外、此寺の右に出る者なし、眞言宗、養老元年、僧行基の創始と傳へ、補陀落山千手院那古寺と號す、本堂はもと山の中腹にあり、元祿十六年、關東地震の時崩壞す、舊構は其莊嚴なる比ひ稀なりしと、維新前は寺領高百九石を有し、又安房郡鶴谷八幡宮の別當にあてられ、其社領高百七拾石を管理せり、近時大に衰殘に屬し、稍舊觀を失ふを免れず。

同國雜記云、那古の觀音に詣て、ぬかづき終りて、夕べの海面をながむるに、寺僧の出來て、あれ見給へ、「入日を洗ふ沖津白波」とよめるは、この景なりと云へり、(新古今、春上、後德大寺左大臣、なごの海の霞の間より眺むれば入日を洗ふ沖津しら波)されど、それは津の國住吉郡なごの浦なるらるとかや、其のなごの浦に、難波津を守れる人の住みしによりて、その浦を津守の浦といひ、又其の子孫の氏によびて、津守氏ありとかや、この何地にしてよめるも知り難けれど、寺僧の云ふに任せてしるす者なり、誠に今も入日を洗ふ沖の波、眼前の景色、云も云ひがたし、

那古の浦の霞のたえまになかむれば夏もいり日を洗ふ白浪。

國志云、本州は東部に土地陷沒すること、前原、小湊、等にて知らるるが、又西部に隆起す、椿南鶯東遊記に、那古寺觀音堂の海岸の變遷を述べたり、曰く「那古寺、拜禮せし時、近所の老人共傍に來り、四方山の物語をなし、さて云ふやう、某幼き時、毎日この寺に來り遊びしに、その頃はこの坂壁の下まで海にて、浪打寄るを、釣する小舟など行かよひて、面白かりしが、いつしか此の如くに陸になり濱となり、松ども生ひて、大に景色變せり、見玉へ海邊十町許も隔たりぬ」云々と、亦以て本州幅員、漸次東部に減じて、西南部に增加するを證すべし、那古、川名の父老傳へ曰ふ、[illegible]、するも尺餘に及ぶと、[illegible]の隆起なりとするべし、[illegible]にて、土砂の岸に堆積したるものなきにしもあらず、其增減を斷定する能はず。

正木(マサキ)　那古の東南に隣り、宮中、北條、湊川を隔てて相對す、舊の古姓貫、正木氏の出でし處とす。○國志云、正木氏は相州三浦氏の支なり、彌次郎時綱(義同の二子)、小田原北條氏に迫られ、海を渡り房州に入り、本朝正木郷河名村に至り、此に居る、永正十五年なり、時綱是より正木氏を稱し、里見氏の客たり、里見義通の妹を娶る、義通の子義豐を助けて安房を平らげ、長狹郡及び三原、正木二郷を領し、岡に居る、其子大膳時茂、推檢を以て名あり、世に槍大膳と稱す、十郎時忠は時綱の二子なり、時忠の子を頼忠と日ふ、頼忠の女(名は萬)、德川家康に侍し、紀伊侯頼宣を生む、里見氏亡び、其子頼宣に仕へ三浦氏に復し、紀伊の世臣たりき。

船形(フナカタ)　今川名(カハナ)を合せて船形町と云ふ、那古の西北に接し、同く海濱に居る、岸岬あり南へ斗出す。

船形は戸數七八百の漁村なれど、慶應元年、江戸幕府の平岡丹波守道弘の封侯に列せらるるや、此に陣屋を建てたり、道弘は家付五百石、嘉永、安政の頃、江戸の營中に出入し、勤番として、次第に擢きんでられて若年寄と爲り、遂に萬石の大名に列す、幕府の末年にあたり、稀有の仕進とす。用名[illegible]、其址存す。○船形の名由は、形状舟に似たり、遠名之に因る、堂前有崇寶像、諏訪祠、觀音堂等あり。

河名といへる所にて、舟人菜を洗ふを見て、

つみたてて洗ふ河菜の果入ただあつものの供へにつする。〔同國雜記〕

達良郷（タダラ） 和名抄、平群郡達良郷、訓太々良（今多々良村存す、改めて富浦と云ひ、長門郡の西北に接す、八束村も達良郷内なるべし）達良は周防國佐波郡多良郷、また姓氏錄、多々公と、語に出づ、即古姓に出でたるならん。「房總國氏云、東鑑、治承四年條、有多多良三郎重春、江川系圖、治承中多々良義春、屬源頼朝、以功食伊豆江川庄、曾孫重範、永久中、從紀伊野上庄、有三子、頼重、稱野上氏、頼俊、稱川氏、重行、江川氏、但屬稱氏勤王、世稱多々良三家。」「地理志料」

多田良（タダラ） 今岡本、南無谷等と合せ、富浦村と改稱す、那古の西一里、多々良の西方に突出せる孤島状の岬角は、大房岬と稱し、館山灣の北角とす、此岬の北に亦一小灣あり。

大武岬（ダイブ） 又大房岬（ダイボ）に作る、標高八十餘米突、海中に屹立して、孤圓島状を爲し、樹木之を覆ふ、鏡浦の勝景也○國志云、大武岬は多々良村の海角なり、相模國三浦郡三崎、并に本州安房郡洲崎と相對峙して、東京灣の内門たり、岬上砲臺址あり、瀧泉は岬の西端にあり、岬上の渓流、此に至りて直下す、高一丈八尺、旱にも涸れず、漁船往々此に至り、水を汲取るものあり、瀧下窟壁あり、春夏の候、來遊者多し（房總志料云、義經記に、頼朝、雀島の明神の御前にて、御神樂奉せ給ふ」とあり、是は大房の崎の小島を、雀島といふ、そこか、名のみの小島にて、神祠など建つべきやうなし。

（大房埼）

岡本（オカモト） 今豐岡と共に云ひ、富浦村の大字とす、多々良の北に接して、海濱に在り。「國志云、岡本城址は岡本村に在り、山谷險夷して、梯田状を爲す、本城は元龜元年庚午、里見義弘築く所、其子義頼之に居る、義頼館山に移るに及び、弟淳泰之に居る、「里見九代記」之を傳へ云ふ、山西字要害は屋形の當居にして、山東聖山（ヒジリ）は奥方の當居なりと、要害、聖山共に老松あり、傳て當時のものなりとす、而して聖山にある者圍一丈六尺餘。（野史云、里見氏、天正十七年、岡本より館山へ移ると）○管窺武鑑云、里見家は、刑部大輔義堯の代には、最盛にて、上總下總まで切取、武藏相模へも少々踏手也、二代義弘迄、上總に在城、三代左馬頭義頼より、房州岡本に居城、四代義康は館山居城也。又云、義堯の御親父上野介義通公の御舍弟通輔は、房州前の岡本城主岡本備前守氏元養子になりて、岡本左京亮通輔と號す、通輔の子安泰、前の房州妙覺寺住僧、日便と云ひ、還俗して父の跡を續き、隨縁齋と號す、又云、義堯公、上總佐貫より、房州岡本の城へ御移り、前城主隨縁は房州センタイと云所に居城を搆て移る。

南無谷（ナムヤ） 岡本の北にして、今共に富浦村へ入る。妙福寺あり、日蓮出現の像を藏す、傳に日ふ、文永元年、日蓮此浦に至り、泉澤權太郎の家に投す、主人款待、其子日蓮の法衣を着濯す、蓮之に事へて弟子と爲す、後蓮身延山より出現の像を寄與す、泉澤氏即寺を建てて、之を安置、云々。○南無谷の濱上に、さざ濤と稱ふる礁あり、大武岬の北微西に方り、南無谷の西一海里許。

宮本（ミヤモト） 今深名、大津、竹谷等、八村相合し、八束の舊稱をなのつ、多々良の東北、船形の北方なる山中に散在す、深田の西、蓋達良郷内なるべし、○國志云、宮本城址は、大津村の東に在り、宮本村の北とす、平削大約千五百坪、回廊皆切石を以て疊む、高四尺餘、土人曰ふ、本城は里見成義築く所、享祿、天文の間、里見義豐此に居る、後稻村に移り、其臣宮本宮内、鎌田孫六をして城代たらしむ、天文三年四月、義豐戰死す、二人之に殉し、城廢すと。○野史云、里見義豐、八歳にして父義通を喪ひ、叔父實堯、家國の事を攝す、義豐已に長す、宮本城に居り、兵を發して稻村城を襲ひ、實堯を殺す、實堯の子義堯の兵、大轄より進み來たり、兩軍接戰して義豐の軍所在皆敗れ、終に自殺す、時に年二十一、二子あり、義員、貞通、義員は名を宗宗と改め、後に徒りて中澤富取城に居り、最上氏に隷す、貞通字を四郎と稱し、外戚に依りて、姓を小倉と改め、越前と稱して、安房の五十藏邑に居ると。

石井郷（イハヰ） 和名抄、平群郡石井郷、訓伊波爲。○今岩井村是なり、達良郷の北、川上郷の西なり。此岩井村は不入斗、市部、二部、久枝（クシ）、合戸等を併せたる舊名なれど、岩井郷不入斗八幡宮とて、上俗の古傳あれば、附會に出でしにあらず。岩井袋と、北界勝山に接せる一村は、今勝山へ折入す。

（岩井）

不入斗（イリヤマズ） 今岩井村と改む、那古の北二里、犬懸の西一里半、濱邊に在り、今勝山は不入斗の北に接する市部を過ぐ。○不入斗山は、山頭に岩石を戴き、石井の名義は、此岩峯の形状に出でしならん。○地理志料云、東鑑、治承四年條、有石井五郎、屬多々良重春、蓋本土人、寶暦八幡社、慶暦元年文書、安房國岩井不入斗、永和五年文書、岩井郷供料所、里見分限帳、不保寺内繕領、北郡岩井袋村

合戸（ガフト） 今岩井村の大字とす、市部と犬懸の間にして、富山の西南麓とす、合戸とは諸書に合渡、川戸、神戸などにも作れる語と、同一にして、郡處（コホド）の訛なり。此には、平群の古郡家あり、岩井郷なるを知るに足らん。

富山（トミ） 岩井村合戸より登攀すべし、近世曲亭翁馬琴が、南總里見八犬傳の演義を爲すや、其發端を伏姫の富山洞窟に起せしを以て、此山頓世に喧傳せらるるも、古には聞くこと少し。○國志云、富山は高大約千百五拾尺、二峯あり、凹字状をなす、北峯に金刀毘羅祠あり、樹木少く、眺望頗よくて潤なり、南方に王門、及び觀音堂あり、老樹陰森たり、航海者常に之を以て標となす、其東に伊豫諾峠あり、山勢特に奇峻たり、高さ約八百尺、頂

十數步の平地あり、小石祠を置き、少彦名命を祀ると傳ふ、〔弘仁三年紀〕安房人大伴直勝麻呂、賜姓大伴登美宿禰」と見ゆ、登美とは在名に出れる者にして、富山と云ふも、彼登美宿禰の名字と、相因むに非ずや。〔地理志料〕云、安房舊郡本朱楨、富山本名天富山、即天富命、宮參之所、盛務當時、當為久作之者、三神藏於安房神社。

二部（ニフ）　今岩井村の大字とす、富山の背にあたる。按ずるに、續紀、天平神護元年、安房平群人、壬生真首、賜平群壬生朝臣、と見えたり。壬生は古語乳部に同じければ、二部も亦乳部（イチブ）、乳部の訛言に出て、平群朝臣の在住に因由せし名ならん、長狹郡に壬生郷あるも同例のみ。

岩井袋（イハヰブクロ）　今勝山町の管内なれど、岩井村久枝と相隣り、本來は石井郷なること論なし。小湊灣あり、海水深く入りて、括嚢の如く打つ、袋の名之に起る、而も狹少方百間許、且岩礁之に伏するを以て、泊舟の好地と爲し難し。

狹隈郷（サクマ）　和名抄、平群郡狹隈郷、訓佐久萬。今佐久間村、勝山村是なり、石井郷の北にして、清山自然一區を爲す。

（佐久間）

狹隈は中世以來、專佐久間に作り、今も郷内なる山中の地を、佐久間村と云ひ、下佐久間は即勝山村なり、承久兵亂記に、郷士佐久間太郎家盛が、北條泰時に屬して、宇治川に戰ふこと見ゆ、其裔孫尾州に移り、織田信長の勃興にあたり、其幕下に信盛、盛政等の名將あり。○狹隈は、名義、谷間なりと判定すべし。

勝山（カチヤマ）　今勝山町と云ひ、人口五千五百、岩井袋、龍島、下佐久間を合す。清岸に位置し、岩井と保田の間にあたる、此地は灣泊あり、陸路に係り、且酒井氏陣屋を置きし舊邑なれば、ほゞ市巷を爲し、舟車の出入を見る、北條へ郡吉を經て四里、大山を經て五里。

（加知山）

〔國志〕云、勝山は明治二年、加知山（カチヤマ）に改作す、其港は水淺く礁伏すと雖、浮島ありて東の風濤を防ぐ、故に稍繁泊に便なり、大船に容るることなし、往昔安西氏之に據る、安西氏は其先安房郡に起る、保元亂、安西某、源義朝の軍に從ひ、京に在り御所を攻む、〔保元物語〕治承四年九月、源頼朝、來洲崎島に至り、其臣三郎景益を招く、景益一族を具し、來て朝に至り、頼朝を其宅に延く、〔東鑑〕平孫勝山に居る、景春〔里見代々記時安に作る〕に至り、丸信胤と共に、山下定康を攻めて之を殺す、未だ幾ならず、丸氏と隙あり、援を東條常政に請ひて、丸氏を滅し、其地を併す、既にして里見義實來り攻む、景春出防ぐ、勢敵すべからざるを知り遂に之に降る。〔房總軍記〕○近世の勝山陣屋は、寛永中、酒井讃岐守忠勝の三男、備後守忠朝、食邑一萬二千石、以て大政變革に至れり、江戸へ三十六里と稱せり。〔國誌雜記〕云、安房國勝山といへる所にて、

駒はあれどかちよりぞ行く勝山の里に木幡ぞ思ひやらるる、

此の所より右の方に、鋸山といへる山あり、峰のあらしに雲晴れて、おからさまに其のみね見ゆ、段々ありて、誠にのこぎりの様にたゝ侍れば、俳諧、

宮木ひく峰のあらしにくも晴れてのこぎり山はかゞりとも見ゆ、

これより舟に入りて、三崎と云へる所に上りて、

あはれとも誰かみさきの浦づたひ潮なれごろも旅にやつれて。

〔産業事蹟〕云、房州捕鯨業の名家、醍醐新兵衛の家傳に聞くに、此家は里見氏時代より、加知山村に住居し、世々捕鯨を以て業とし、今尚慶長年間の里見忠義の由緒書等を藏すと云ふ、而して元祿年間には、當時の家主最も捕鯨の業を擴張して、大に家務に勵精し、加知山、岩井袋兩村の漁者を以て、捕鯨に從事せしめ、明治維新の際までは盛に經營せり、近年村民組合を設け、更に繼續する所ありと云ふ。

捕鯨　富田 [illegible]

大洋六月浪成雪、[illegible]、[illegible]、波間一吼[illegible]、[illegible]、千檣[illegible]、[illegible]、[illegible]、漁[illegible]、[illegible]、[illegible]、溜血千頃紅浸沙、香膏萬斛碧濺沙、肉耶膏油骨耶臼、爲口爲油奈汝何、鳴嗟呼噫瞳瞳大徒爲耳、片槍一擲[illegible]雲破、我欲[illegible]汝[illegible]之[illegible]、魂分魄分不可招、[illegible]、不動星[illegible]、

浮島（ウキシマ）　勝山港の屏障にして、清瀬外に屹峙し、中津の祇柱たり。或は年中行事秘抄に見ゆる、高橋氏文の、景行天皇五十三年八月、行幸伊勢、轉入東國、冬十月、到上總國安房浮島宮」の舊蹟を、此に擬す。而も岩嶼方數町、人民家宅の所にあらず、同名異地のみ。

龍島（リユウシマ）　今勝山村へ併す、勝山市巷の北、少許を隔つる清濱の漁家なり、清島にはあらず。東鑑、治承四年九月、頼朝石橋山敗戰の後、此に至る「武衞相具土肥二郎實平、棹扁舟、令著于安房國平北郡獵島」云々、獵島はレウシマとよみ、龍島に同じ。

（獵島）

穗田郷（ホタ）　和名抄、平群郡穗田郷、訓保多。○今保田村是なり、狹隈郷の北にして、相郡界なる鋸山の下、清山自然一區域を成せり、穗字、後世保を專用す。

白濱郷（シラハマ）　和名抄、平群郡白濱郷。○是れ延喜式、安房國驛馬、白濱、川上といへる驛家なり。北方、上總天羽より來りて、當國の首驛とせば、地理上穗田郷ならざるべからず。されば穗田の郷内に就きて、狹地を覓き、白濱驛家と爲ししを知る。其舊地蓋今の吉濱なるべし、龍島と保田川の間とす。

(吉濱)

國志は白濱の擬定に惑ひ、或は正木村の邊に白濱の俚稱ありとし、而も正木は府中に隣接し、路程近きに過ぐ、即又川名村に擬したり、共に誤れり。國郡沿革考に、府中を以て白濱郷と爲す如き、不稽甚し、されば道路の自然と、式文なる天羽(上總)白濱、川上、府中の次第に參據し、白濱驛を保田郷邊に求めて、吉濱に決むべきのみ。

妙本寺（メウホンジ） 今保田村大字吉濱に在り、日蓮宗の名藍なり。

〔國志云、吉濱妙本寺、乘永の頃、僧日朝、本寺磯村に在り説法し、信者雲集す、吉濱の大篠[illegible]生左衛門尉、深く之に歸依し、持地字搦の内を寄附し、一寺を建立す、即是也、今日蓮宗眞門派にして、其本山たり、里見氏の時五拾石餘の地を寄附す、江戸幕府に至り之に倣ふ、多く古文書を藏す〕

北部大曾村之内拾壹石、同郡本郷吉濱村之内壹拾石、并佐久間村之内小縄之辻拾九石六斗六升四合、合五拾石六斗六升四合、令寄附之訖、仍如件、

慶長十一、七月三日　（印、里見氏）

妙本寺

保田（ホタ） 今保田本郷〔舊稱本郷とのみ云ふ〕、勝山の北一里半、保田川の北岸(吉濱)元名、吉濱、大帷子、小保田、積根等を合せ、保田町と云ふ、人口六千。明金岬を隔てゝ、金谷(上總)へ一里半。

(本郷)

保田は鋸山の下にして、長狹郡嶺岡、前原への捷徑あれば、東京海灣の一埠頭とす。東京館山間、毎日四回の汽船往復あり、金谷(上總)保田、勝山富浦那古、館山等に寄泊す。

[illegible]鳳[illegible]月裏於秋、鋸北鎮南雨消歌、行共[illegible]海三百里、竹夫晴[illegible]是房州、　星巖

元名（モトナ） 保田本郷の北にして、鋸山日本寺の直下なり、其海中に懸掛、平島等の岩窟あり、且北方は明金岬鋸山に屏障せらるるを以て、漁舟の便あり、謂はゆる保田港是なり。

慶長見聞集に「江戸にても見る人の見渡せる山々には、安房にもとな山、上總に鬼涙山、下總に海上山、常陸に筑波山、下野に日光山」云々、元名山とは即鋸山に當し、又本名に作る。

鋸山（ノコギリ） 保田村元名の北嶺にして、房總州界を限れる清澄山脈の西端にして、明金岬に至りて盡く、山形鋸齒の如く、群峰林立して東西に亘り、眺望最顯著なり。東京灣の門戸にあたり、古來世に知られ、一名元名山、又明金山、又保大山

細川氏採詩餘錄云、鋸山、自古岸邊、嵯々爭有代壁之勢、山中之石、大小奇[illegible]、連年在石明日寄、工人[illegible]山間、巨巖之[illegible]、日夜不絕、每年[illegible]不下千數、自保太村至[illegible]、入小徑、不太峻、自[illegible]而上、可二十町、到日本寺、及[illegible]上岐、吞海[illegible]等所在、[illegible]其上坐左右、則又皆石崖[illegible]、非可[illegible]也、更住寺後之徑登、先至[illegible]、[illegible]石違、彫鐫新巧、有[illegible]詩碑、從此路[illegible]石崖間、始得帶上、盡上[illegible]石綫、以代僧、崖間[illegible]石佛、大小異種相接、或目千五百[illegible]、故稱五百羅漢、今不[illegible]五百者、着七人有[illegible]、[illegible]故有此之數、有岩[illegible]也、[illegible]南上、[illegible]下、[illegible]水[illegible]、[illegible]復上數町、達峰頂、[illegible]可坐十數人、[illegible]十國[illegible]、[illegible]日、[illegible]山之峰[illegible]、[illegible]山之[illegible]、[illegible]也[illegible]、日[illegible]夜衍[illegible]南不[illegible]、[illegible]

國志云、鋸山、高千百八十尺、連峰起伏[illegible]をなす、頂上に十國[illegible]あり、山腹に日本寺あり、[illegible]に富む、今山中を開き、[illegible]人を待た[illegible]、[illegible]の[illegible]を加ふ、[illegible]鋸山は[illegible]、[illegible]らず、其岩石にも亦界あり、[illegible]此山[illegible]成する[illegible]岩層は、明金岬隧道の南端に於て、岩石は正反對に相傾き、全く向斜層を爲す、但俗之を岩石の作用に歸し、石自身兩向の境をなすと云ふ、又山頂凸凹起伏するは、若の層向に並行して、處々に數多の小斷層あれば、一方は傾き一方は斷ち、以て鋸牙状を呈する、亦勢の免かるゝ能はざる者にして、山の稱最も殊き處に於て、最著く之を見ることを得ん。〔貿易品考云、房州石は方言荒石と稱し、鋸山に出づ、家屋の台石及穴藏壁、又は海川崖岸の水防、道路、堤防、溝渠等の諸營築に供用せらる、石質軟弱にし、冬には凍解の患ありと雖、能く熱火に堪ふるを以て、頗る賞用に適すと云ふ〕

日本寺（ニホンジ） 鋸山の中腹に在り、其登路、元名より東北に行き、渓流に沿ひ、六七町にして伽藍あり、即本寺なり、近時甚頽、頗荒涼に属すと雖、境内方半里許、岩泉林泉、大に奇なり。

登鋸山絶頂石佛[illegible]　[illegible]齋

[illegible]峰分割[illegible]房[illegible]、[illegible]化[illegible]出[illegible]間、[illegible]點頭五百石、
[illegible]遙[illegible]十[illegible]山、[illegible]、呼吸[illegible]通[illegible]關、
千仞高岡接長空、[illegible]頂[illegible]、

[illegible]山、探[illegible]、送[illegible]上人[illegible]、
[illegible]萬丈[illegible]、寺在[illegible]重、[illegible]地黑風東海角、
有[illegible]山[illegible]、[illegible]千[illegible]、五百[illegible]人共一峰、
[illegible]、[illegible]夜[illegible]石[illegible]、　星巖

安[illegible]記云、[illegible]、在[illegible]、[illegible]保七[illegible]、[illegible]人[illegible]
子[illegible]、[illegible]日、[illegible]遺記[illegible]、[illegible]東[illegible]萬里、有[illegible]
[illegible]山、上有[illegible]、[illegible]、[illegible]保[illegible]、[illegible]近、
其[illegible]相[illegible]、[illegible]日[illegible]、[illegible]同[illegible]、
今[illegible]日[illegible]、即[illegible]之[illegible]保[illegible]、[illegible]可[illegible]、且寺
[illegible]日本、[illegible]、[illegible]百[illegible]國志云、[illegible]山日
本寺は、[illegible]に改む、[illegible]に、[illegible]行基
[illegible]により[illegible]、[illegible]二年此地に七堂[illegible]

坊拾□院を建立して之を本す、至和元年、源頼朝再び造營す、其後元弘元年、兵火に罹り堂宇燒失す、因て本尊を岩窟中に安置す、足利尊氏之を哀み、貞和元年堂宇を建て、之を安置すと、按するに、延喜主税式、安房國藥師寺料□高東を載す、蓋此藥師佛の供料にあらざりしなからんや、凡寺内堂塔の之に傍くのみにあらず、諸佛あり、怪岩あり、(獅子石、羅漢石、蓮座石等、皆肖似を以て名づく)又石佛千餘を以て數へ、所在の洞窟に奉安す、又十餘丈の大佛を岩壁に刻む、寺樓を呑海と名つけ、滄海を瞰望す○日本寺に海中出現の鐘と稱するは、元亨元年の作にて、其銘文は下野安蘇郡堀籠の條に擧げたり。山中の石佛は、天明年中、愚傳和尚、石工甚五と協力、之を造りし者に、□最大なる盧遮那佛は高八丈五尺、頭首三丈五尺、今樹木叢生して、頭毛と相亂るといふ、奇状想ふべし。

横根峠　保田本郷の東二里にして、房總の界嶺の一隘口なり、即大山村金束(長狹郡)を經て、前原、天津、小湊等への捷徑にあたる、東へ一里にして金束に達す。

明金岬　又妙金に作る、鋸山の西碁頭、垂れて海に入る所、是也。保田村大字元名に屬し、西方遙に相州劍埼(三浦郡)に對す。此岬背は即安房上總の州郡界にして、嶮路を架す、岩石磽确、行歩極めて難し、近年隧道を通じたり。○水路志云、明金埼は相州三浦半島の極端の劍埼と、東西に對峙し、浦賀水道を扼す、即鋸山、一〇七五呎の顯明なる山脊の西盡頭にして、高三百八十四呎なり。

朝夷郡　明治二十九年、安房郡へ併入せられて、郡號廢せり、當時面積八方里、十一村に分てり。朝夷は和名抄、阿左比奈と注し、五郷に分つ、安房、平群二郡の東にして、北は長狹郡に至る、背山圍を以て相限り、他の二方面は全く海洋に暴露したり。中世朝平郡と稱す、蓋訛言にや、(國志云、朝夷村調戒寺古文書に、朝平郡と錄し、小松寺鐘銘、應安七年朝平南郡と刻す)又朝平、南北の區分ありき、後又丸郡の稱あり、慶長中の水帳、元和中の黒印等に見ゆ、滿祿郷に因りて郡號を更始したる也。寛文の國郡號復古の際、朝夷に作るも、方俗の唱は猶アサイと云ひ、以て今日に至る、又安房郡白濱郷の地は、何時代よりか朝夷郡に入り、以て近年の□郡混同に至れり)慶長古檢、丸郡、二萬三千石。

朝夷　朝夷郡の南偏を朝夷七浦と稱し、海岸岩礁亂立し、汀線西南に屈折して白濱に達す。水路志云、野島埼より海岸は偏東に向走し、三浬半を經て、白間津に至り、白間津より北東に折れて、忽戸の鼻に至り、又轉じて北及び偏東に向走し、凡三十海里を經て、本洲の南東端なる、岩和田(上總夷隅郡)に至る、此海岸は海浪の横はるかために、屢霧靄に蔽はるゝを以て、東方より來るとき、之を認むるに困難の事ありといふ、忽戸の鼻の上部に樹叢あり、高塚山と曰ふ、高七百五十九呎、即布良高地に連り、南安房の最高頂にして、肝要なる望標あり、忽戸の鼻の北に一沙灣あり、朝夷といふ、僅西風を避くべし。朝夷村は今朝日村と改め、平舘、忽戸、川口をも合す。館山町を去る三里、青串魚の漁獵の盛大房州第一と稱せらる。舊史に、相州三浦氏の一族に、勇士朝夷名三郎義秀あり、或は曰ふ、此人朝夷村を知行したりと、義秀鎌倉に戰敗れ、由りて房州に來るともつたふ、吾妻鏡和田合戰の條には、朝夷名三郎義秀、出[illegible]濱、棹船赴安房國、其勢五百騎船六艘云々、又合戰被討人々日記の中には、朝夷名三郎、同四郎左衛門尉と載せたり。又延喜式、朝夷郡天神社あり、蓋朝夷天神の、通稱郡號を沓けるなり、今平舘の一祠、恐らくは其遺れるならん。

國志云、朝夷郡天神社今詳ならず、郡内現存の天神社四、近時各社の祭神、大抵明治維新の際に之を定めたる者なり、故に今取らず、其一は大貫村にあり、其二は平舘村にあり、其三は若宮村に在り、其四は宮下村にあり、式の所謂天神は孰れの社なるや、皆、疑を存す。○今按、大貫、若宮、宮下共に朝夷の地に遠し、されば平舘の朝夷村内なるに擬し、天神の古祠と爲すべし。又朝夷の名を釋き、朝日向なりと云ふ者、此地の形状、東方に面する者に符合す、朝日向の字を以て朝夷に易へしも、故なきに非ず。

朝夷以南、白濱の間、海岸危險多し、中にも忽戸鼻は最舟人に畏れらる、無數の暗礁、波間に出沒し、海上風到れば、激浪湧くが如くなれば也。

高塚山　今七浦村の大字大川に屬し、朝夷の西南一里餘、白濱郷乙濱の北にあたり、標高百八十餘米突、群巒の間に雄視して、房南方の觀とす。○國志云、高塚山は大約七百七十尺、老樹欝蒼たり、山上不動堂あり、又風雷二神の木像、及び石像を置く、形容共に奇古なり、此山甚高からずと雖、群衆小山の中に屹立するを以て、四顧礙るものなく、眺望最閑濶なり、式内の高家神社、今其名を聞かず、或は此不動堂は高家神の社にして、其祠は即大川村高家山上の不動堂ならんか、錯して、他日の考定を待つ。○神祇志料云、高家神社、今朝夷村に在り、(安房郡郷名、神社寶錄)蓋高家は高倍にて、大膳職に坐す高倍神に由あり。

健田郷　和名抄、安房郡健田郷、訓多介太、今詳ならず、或人は指すに、朝夷七浦にあたること、而も徴證を見ず、或は之を平群郡滝田村に擬合し、又瀬戸、牧田の邊を今健田村と合名するも、皆其故を知らず。房總志料に、僧書「飛驒のたくみか、竹田の番匠」とう

たふことを擧げ、又晉是鏡に安房大工の事見え、本郡莫越山神は工匠の祖なりと傳ふ、而も健田郷の位置の明明を得ず。

新田郷（ニッタ）　和名抄、朝夷郡新田郷、訓爾布多。今の健田村と改めし者是歟、即其の北なり。國志云、瀬戸村に字新川（ニックハ）あり、瀬戸の西北に字田村あり、蓋此邊を新田郷とするならん。（今瀬戸、宇田等を合して健田村とす）

瀬戸（セト）　今牧田、大貫、川戸、宇田等を合せて健田村と改む、朝夷の北にして、瀬戸川あり、大貫の山中に發し、東北流二里許、瀬戸、白子の間に至り海洋へ入る。國志云、式内朝夷郡下立松原（シモダチマツバラ）神社あり、或は說く今牧田村天日鷲社是也と、而も未確據を見ず、又平群郡滝口村に在りと說けど、郡堺相違す。

房州寶陵　　長齋
一州冬氣暖、富海春陽暖、奉千樂蝶[illegible]、單彩桐鉤絹、
簪蕉高遍樹、椅子大如拳、翻恋[illegible]時、劍寒時透綿、

大貫（オホヌキ）　今健田村の大字とす、瀬戸の西なる山陰に在りて、朝夷、瀬戸より、嶺山に往來する者、此を經由す。國志云、小松（コマツ）寺、大貫村字小松にあり、寺傳に小松正[illegible]民部）安房守たりし時、七堂伽藍を建つと、寺に般若經六百卷を藏す、鎌倉管領足利氏の寄附と稱す、其他古物多し、山號を檀特といへり、眞言宗を奉ず。

（小松寺）

房州朝平南郡小松寺鐘銘　中略
皇帝萬歲　重臣千秋　風調雨順　國泰民安
應安七年甲刀、六月一日、洪鐘成功、
當寺別當越後僧都　[illegible]
勸進沙門大進權律師良忠
大檀那　高階　宗吉　正氏　爲千代若丸
大工　山城權守宗光

考古雜誌云　小松寺の鐘は古色いはん方なく、銘文もいと長し、此寺昔は盛大なりしと見え、天正十八年古文書に、小松寺別當並二十四坊と記せり、寺寶に名高きあけずの箱は、中に經卷二百餘を納めて現存し、蓋の裏に、貞治二年十月と識せるものあり

大沼郷（オホヌマ）　和名抄、朝夷郡大沼郷、訓於保奴末。○今千[illegible]村、豊田村にあたり、丸山川の下游なる平地なるに似たり。即新田郷の北、白濱、神余の南にして、[illegible]は安房郡大井郷に接す、平夷の間、所々に沼澤存す。

安馬谷（アマヤ）　今白子、川合等を合して千歳村と改稱す、瀬戸川の北にして、東海に對し、丸山川に至るの地なり。國志に、安馬谷村に大沼て小字のこれりと云ひ、又丸山川の北に沼村あり、今豊田村の大字と爲る、是等はやがて大沼郷の遺唱にあらずや。

沓見（クツミ）　今加茂、増示等と相合し、豊田村と改稱す、丸山川の下游左右に亘り、東は松田に至り、西は大井（安房郡丸本村）に至る、北條町より松田、和田に至る通路之を過ぐ。

莫越山神社（ナコシヤマ）　國志云、式内朝夷郡莫越山神社は、沓見村の小字神楂に在り、社傳に曰ふ、往古は數郷村の鎮守社にて、古来神田二十石、高十石余の地所を領せしに、増田長盛檢地の際之を沒し、其後僅に高三石を領すと、此神を稱し工匠の祖神とす、故に東京の工匠者、遠くこを信じて、來賓するもの少なからず、

丸山川（マロヤマ）　満祿村の山中に發し南流、宮下、石堂、本郷等を過ぎ、沓見に至る、凡二里、其下平沼と爲り、凡二里、東南に向て、安馬谷と松田村の間に至り海に入る。

（石堂）

満祿郷（マロ）　和名抄、朝夷郡満祿郷、訓萬呂。○今満祿村即是なり、丸山川の上游にして、溪谷一區を成し、中世には丸御厨と稱す、豪族丸（マロ）氏の盛强にあたり、朝夷郡を皆稱して、丸郡とさへいへり、或は萬呂に作れり。

（丸）

東鑑、治承四年九月、武衛（頼朝）遣兄安房國丸御厨、丸五郎信俊爲案内者、候御供、當所者義朝朝臣[illegible]、[illegible]中東夷之當、最初朝恩也、在[illegible]門[illegible]、又最初之地也、而[illegible]平治[illegible]、只[illegible]、[illegible]治元年、奉[illegible]太神宮、[illegible]人、云々。○國志云、丸御厨址、詳ならず、今丸本郷に本織前、藏屋敷など唱ふる地あり、蓋其遺跡ならん。

（滿呂）

珠師谷（スシガヤ）　今滿祿村の大字とす、或は延喜式、當國[illegible]馬牧を以て此に擬し、或は珠の[illegible]ならんと云ふ、（地理志料、又參古宮本領作衡）當否を知らず。溫石（オンジャク）川は愛宕山、往來牧に發し、珠師谷を經、下三原海に至り海洋に放つ、山中に溫石と稱する建築石材を出す。

（溫石川）

丸本郷（マロホンガウ）　今滿祿村の大字に呼ぶ。（○國志云、中古丸郷に豪族あり、丸を氏とす、保元の亂、丸太郎某京に在り、源義朝に從ひ、源内[illegible]の士、鬼田與三に崇ぶを射傳せらる、保元物語治承四年、源頼朝本州丸御厨を巡見す、其族五郎信俊先導す、文治元年、賴朝將に[illegible]に供養し之に任む、丸太郎隨兵たり、東鑑　數世の後、安房實記信俊に作り、里見軍談記元俊に作る）に至り、山下定兼が其主神餘景貞を弒せしを怒り、安西景春と謀り、擊て定兼を殺す、既にして其地を奪ひ、景春の爲に滅さる、（房總軍記　又云、丸氏の城は丸本郷安房寺の山巔にあり、石宿と云あり、中に古石塔、小五輪、乃至六七個を安置す、開山[illegible]存する者あり、其地は山上にあり、平坦にて廣からず、蓋丸氏の世々之に居り、後石堂寺に移りしならん、石堂原は其址、今所在詳ならず、地勢を以て之を推すに、本郷の北、石堂原村、石堂寺前の岡上、字上野あり、蓋是ならん、其城は丸氏世々據る所、

[illegible]に[illegible]せらると、在守[illegible]は[illegible]光院と[illegible]、[illegible]し、安[illegible]寺と共に丸氏の[illegible]なりき。

宮下 今[illegible]一大字[illegible]し、丸本郷の北なる山谷中に在り、[illegible]宮下村[illegible]山の頂に、[illegible]あり、工[illegible]合[illegible]し之に由れるなれば、往古の名祠なりけん。

愛宕山(アタゴ) [illegible]村の[illegible]なる高峰にして、[illegible]一千[illegible]百尺、當國の[illegible]を俯視し、上總國界の連嶺に對峙す、(愛宕を以て房總第一の高頂に推す)山下に柱木牧場あり。

御原郷 和名抄、[illegible]安房郡御原郷、訓[illegible]波良[illegible]今南三原村、北三原村及び和田村、江見村に[illegible]、[illegible]二郷の東北にして、長狭郡界に[illegible]。

松田(マツダ) 今[illegible]原、海發(カイホツ)、白渚(シラスカ)[illegible]を合せて、[illegible]村と云ふ、而も松田、海發は卑低の斥鹵にして、古の大沼郷の域内かとも疑はる、北條より松田に至る三里。

[illegible]は[illegible]寺に[illegible]、[illegible]、[illegible]に[illegible]、[illegible]建へ、[illegible]代中[illegible]長門守 建つ[illegible]、[illegible]して左に正木累代の法名を刻したる方碑あり。(三原)

小田 今[illegible]、[illegible]、五十蔵(ゴジフクラ)等、[illegible]城址は小田村の[illegible]、[illegible]里見[illegible]之に據り、里見[illegible]相[illegible]て之に[illegible]る、里見氏[illegible]除せられ城廢す。〔正木家譜〕

和田(ワダ) 今[illegible]、仁我浦(ニガウラ)、[illegible]、花園等を合せ、和田村と云ふ、松田の東北一里に[illegible]す、[illegible]なれど、[illegible]之に同す[illegible]、[illegible]は花園村[illegible]に在り、[illegible]。

江見(エミ) 今江見村と云ひ、[illegible]門、内[illegible]、青木[illegible]、和田の東北に連なり、[illegible]に[illegible]す、江見[illegible]は[illegible]の管内なりしが、今移して長狭郡の[illegible]る)東[illegible]の[illegible]之に係る。

長狭郡(ナガサ)

明治二十九年廢して、其地を安房郡へ合す、當時面積十一方里、二町九村に分てり。

長狭は和名抄[illegible]、八郷に分てり、(其讃津の一郷は[illegible]上總[illegible]へ折入す)[illegible]の北、[illegible]の東にて、北は[illegible]、周淮、望陀、市原に[illegible]り、三方山嶺を以て[illegible]せらる、[illegible]川[illegible]に起り、東に流れて[illegible]に入る、[illegible]大小の數[illegible]あり、[illegible]、長狭國[illegible]之[illegible]、[illegible]の子孫に[illegible]り、[illegible]方を治むる者ありて、長狭國造と名[illegible]、國造本紀に、長狭國造[illegible] [illegible]

す、[illegible]里見氏に[illegible]、長狭の[illegible]「[illegible]、一名[illegible]、[illegible]長狭郡下[illegible]殺廳、其宜廳處、之謂長廳、[illegible]郡也」とぞ、猶合考すべし。

[illegible]

寛永廿[illegible]十二月廿四日　左衛門[illegible]　沙彌惠招(判)
龍[illegible]寺方丈(長狭)

慶長古檢、長狭郡、二万二千石とつたふ。(古文書に柴原子郷といふは今詳ならず、大山寺、建武五年文書にも見えたり)

壬生郷(ニブ) 和名抄、長狭郡壬生郷、[illegible]今[illegible]ならず、國志、[illegible]村に[illegible]字存すと云へば、[illegible]山中[illegible]、壬生氏の[illegible]管内に[illegible]てふ村名をつたふ、同名異地也)

日置郷(ヒオキ) 和名抄、長狭郡日置郷、今[illegible]らず、國志[illegible]二十村に比[illegible]字あり(アト)と云へり、[illegible]の遺にして、今の[illegible]にあたる歟、壬生[illegible]と同[illegible]したるがごとし、日置[illegible]に見[illegible]の上に[illegible]

吉浦(ヨシウラ) 今天面、波太等に合して太海村と改稱す、江見村[illegible] (浦邊)

又天津は後の九十九里浦ならんと、清宮氏の考按あり。

太夫崎（タイノ）　吉浦の鼻端と、太夫崎、波太島は離れて突出せり。近世の長狹、朝夷郡界は、太夫崎と波太島との間に限られしが、明治二十年、吉浦、江見の間へ改定す。〔國志云、太夫崎の山溪に、南北各隧道あり、北隧より南隧に入る洞穴あり、深黒測るべからず、土人曰ふ、源義經が愛馬、太夫黒此穴より出でたりと、蛇足笑ふべし。〕

天面（アマツラ）　今太海村の大字とす、太夫崎と波太の岬の間なる灣岸に在りて、其港を山生（ヤマウ）と名づく、狹小方二三十間許、小舟僅に繫泊する者あるのみ。〔國志〕長狹の道路は、江見、吉浦より天面、波太を經て前原に達す

波太（ナブト）　今吉浦、天面等と相合し、太海村と改む、波太は岬角の上に位置し、其海中に一岩嶼あり、「蓬が島」と呼ばれ、頗る古色あり、俗稱は右衛門島、周廻十四町一円、

（蓬島）〔地理志料云、昭代名、曾、[illegible]、安房國曾呂首、其[illegible]〕

名細しき蓬が島は君が代の長狹縣の神やつくりし〔神祇[illegible]年中所詠也〕

曾呂川（ソロ）　野見の山中に發し、東流し里半、波太の北に至り海へ入る、今野見、早畑、上野、[illegible]、宮野下等を合して、曾呂村と稱するに、此溪流に因りてなり。元和四年、上野村檢地帳、曾呂郷とあり。〔國志〕

星畑（ホシガヘタ）　今曾呂村の大字とす、波太の西一里半、北に原村と山野相隣る。〔國志云、星畑村に天隕坑あり、田中にあらはる、泡沫沸々として涌出し、中に竹管を挿し點火すれば、燃燒すること十四五分時に至る、嶺岡南牧は其地星畑、野見と相爽雜す。〕

（曾呂）

加茂郷（カモ）　和名抄、長狹郡加茂郷。〔今鴨川町首邑、長狹川の下游南岸にわたり、此に加茂川湊の名あり。近時湊の南なる貝渚、磯村と北なる横渚、前原を合併し鴨川町と稱す、長狹郡に於ての大邑なり。〕

磯村（イソムラ）　貝渚（カヒスカ）と共に加茂川南岸の村落なるが、今鴨川町へ合す、大約漁戸にして、巖岸の上に家宅す。

磯村といへる所は名にし負ひて、磯傳ひなれば、

海近く磯つたひ行く磯村にむら々見ゆるあまの釣りふね、〔回國雜記〕　道興

〔國志云、辨天島、周圍大約一町、巖石にして雜木叢生す、中腹に神社を安置し、荒島は辨天島の東方にあり、周圍大約三拾八間、南北大約九拾坪、今島背に[illegible]、[illegible]曰ふ日蓮の弟子日向修行の古跡なりと、葦鹿（アシカ）島は天島の東南に在り、皆磯村の管内とす。〕

（貝渚）

前原（マヘバラ）　今鴨川町と改稱し、横渚（ヨコスカ）、貝渚、磯村を合併す、八日市、長狹郡の大邑にして、北條町に亞ぐる[illegible]八里、前原、横渚は加茂川の北岸なる平地に居り、戶數一千、古來村名を分たず、横渚を以て呼びたり。而も屬部に前原あり、[illegible]年中の[illegible]行に見ゆ、明治七年、[illegible]、前原[illegible]、今又合併す、[illegible]

（[illegible]鴨）

前原の里のうらの（うしろ）の山おろし船にもみちのにしきつむなり、〔回國雜記〕　道興

横渚（ヨコスカ）　前原と[illegible]、一の坊[illegible]せり、明治[illegible]る戊辰[illegible]、[illegible]木郡に[illegible]せられ、[illegible]と稱せしが、[illegible]横渚村に[illegible]、同年に[illegible]、[illegible]は横渚の西北半里、[illegible]安房國志に、波太、前原の[illegible]は大[illegible]氏（岩[illegible]）之を守備すると云へど、[illegible]の[illegible]ありし也

前原湊（マヘバラ）　波太の[illegible]を西角とし、小湊の[illegible]を東角とし[illegible]、北に[illegible]すれど、[illegible]里許に[illegible]、其[illegible]首に前原内あり、前原の東に天津、小湊の二小港あり。地[illegible]、大[illegible]地震の多き、其[illegible]は火山[illegible]に由る者[illegible]、[illegible]ることし、而も其地近く東京近傍に多く、震動の方向は常に東南、乃至南よりす、斯の如く東京近傍地震[illegible]、内陸の方にあらずして、外海の方に偏在する所以につきて、其[illegible]上、二三の參考に資すべき事實あり、其一は三浦半島に於て、古岩なる蛇紋岩の現出、[illegible]に安房[illegible]山[illegible]に於ての同岩、及び[illegible]岩、安山岩の現出、其二には房總半島の東南海岸を見るに、天津、[illegible]湊の間に斷崖絶壁、急崖を以て、陸地の海へ浸入する事、[illegible]に小湊の南に於て、[illegible]探索の結果[illegible]、近く此陸地に接して存在し、他の[illegible]漸次降下と異相を呈すること、又前原村の海濱に、陸地[illegible]し、最も[illegible]なる者ある[illegible]也、[illegible]に此一帶、古岩の現出するは、[illegible]東南に[illegible]する所の斷層線の存在して、浦賀海峡を横斷し、而して三浦半島地盤を東南より西北に向い[illegible]べし、[illegible]房總三浦山系な其地層の方位に從ひ之を縱斷するに、一個の著しき斷層あり、[illegible]見、且東京近傍に於て感する所の震動の起原は、[illegible]南に出ずるなくに、此[illegible]、未だ[illegible]ざるに由るが如し。〇國志云、當國の海岸、時々の地變の迹を觀察するに、太海、[illegible]に於ては土地漸次削[illegible]（陷沒）し、西方[illegible]に於ては[illegible]、現に小湊誕生寺の如き、其初め[illegible]に在り、明應七年、海嘯の爲、其地を[illegible]せられ、之を[illegible]に移す、元祿十六年、再び海嘯の爲に[illegible]、更に今の地に移すと云ひ、内浦市川村の如き、明應七年海嘯の爲、其一部を[illegible]れ、後海と[illegible]と云ひ、前原[illegible]の如きも、元祿十六年海嘯の爲、[illegible]民家の地を[illegible]と云ひ、太夫崎、和田岬の如き、岬角の長き[illegible]に、元祿十六年海嘯の爲に[illegible]去られしと云ひ、其他各所多少の減地ありしと傳ふ、[illegible]に西[illegible]なり、布良村の如き元祿以來、[illegible]田を[illegible]たる[illegible]て多く、野島崎の如きもと

海中の一島なり、而して今は陸地に接して海角となる、競中其最も增加したるは那古舘山邊にして、其近傍水田の形勢を見るに、潮水の退くに從て之を墾開したるものの如し。

長狹川（ナガサ）

又加茂川と云ふ、嶺岡の諸山谷に發し東流、南北の渓流を合せて前原町に至り海へ入る、長五里、灌漑の利多し。其川口は淺狹、且礁石ありて、港泊に不可なりと雖、滿潮には小舟の出入あり。地理志料云、今土人富、蒼木頭風俗歌、其一曰、

岩間行く水の綠も長狹川いざよふ瀬々の末深むらむ、

一説曰安房門脇東後所出

嶺岡（ミネヲカ）

長狹郡西偏なる山野の泛名にして、今大山村、吉尾村、及び滿峰村（朝夷郡）平群村（平郡）へ渉る。江戸幕府、享保中、此に牧場を經營し、明治維新の際、嶺岡牧所ありしが蕃殖を見ず、明治九年、一度民有に轉ぜしむ、已にして十七年、復收公して牧畜す、牛馬羊以下數百頭あり、嶺岡の最高峰を二山と稱し、平塚西牧の中間に當る、大約千二百尺。○嶺岡、周凡七十里

舊牧島場、又多有白牛、
義百七十里山程、嵐氣午陰雨午晴、□得平平五相管、
青牧林下白牛鳴　　星　巖

嶺岡牧場誌云、嶺岡牧場は區分して東上牧、東下牧、西一牧、西二牧、柱木牧の五牧とす　總積千七百六拾町餘、周圍十七里に連亘したる一高丘にて、各牧皆十六七ヶ所の湧水ありて、盛暑の旱天にも涸渇なく、地概埴土、磐石少く、雜草繁茂し、樹木多く林を爲して、庇蔭灌木を生し、冬尚青色を帶ぶ、場の周圍は樹木を以て籬墻を作し、土墻を築きて之を補へり、相傳へて、古昔里見氏の開設する所といへり、江戸幕府享保十三年に至りて、官有民有の地界を釐正せしめ、尋いで全場を五牧に區分し、種馬を蕃入し、又和蘭牙より白牛三頭を購求して放牧せし以來、牛頭大に蕃殖改良し、世に白牛酪と唱ふる名產は、之より始まりしと云ふ、明治維新、新政府の直轄する所となり、益々牛馬蕃殖の法を振作したるに、明治六年の牛疫流行に遇ひ、爲に種牛蕩盡するに至る、是よりして本場頓に寂寥たる景狀を現し、また舊時繁盛の狀況に似ず。○房總志料云、峰岡の牧馬は、嶺間短くして蹄堅しと、如何となれば、石地に產し、仰いで巉岨の草を嚙む故にしかり、又平原の產は俯して砂土の結縷を嚙む、故に嶺間長しと、左も可有事也。○社會事彙云、綠石は安房の方言に温石といひ、大材を得難しと雖、小材を集合すれば、建築に用ふべし、其峰岡より出るものは門柱、石碑、石燈、水盤等を製して最も美なり、且永久壞れず、能く水火に耐ふ、其良好なる製品の久く星霜を經しもの、殆んと銅器の觀をなす、一種の名石と謂ふべし。

（二山）・嶋頁

（峰岡）

平塚（ヒラツカ）

今金束、奈良林等を合せて、大山村と改む、長狹川の源にあたり、前原の西四里。大山祠あり、方俗の古來崇敬して靈地と爲す所とす。

大山（オホヤマ）

嶺岡の一峰巒にして、平塚村に屬し、寶僧院あり、大山寺と云ひ、不動明王を奉ぜしが、近時改替して大山神社と爲す。國志云、大山神社は大山の南面中腹にあり、もと高藏山大山寺と稱す、傳へ云ふ、神龜元年甲子、良辨僧正の創建にして、今の社殿は足利氏の築造なりと、大山祇命を祭る、祭式古樸にして且盛大なり、名つけてフリヤと稱す、其儀式は佐佐晉が晉利南考及び大山寺見晉利南祭記に詳なり、按するに肥前國佐賀に大祭あり、一種の歌舞を奏す、稱して浮立祭と云ふ、其字異なりと云へども、其訓は則同し、知らず歌舞の式此社の祭と似たりや否、高藏神社は大山神社の西に在り、社傳に日本武尊を祭る、良辨僧正の創建する所と、天保十一年、高藏神社の號を賜はる。○大山の普門寺は觀音堂なり、大永二年の棟額と稱するものを掲げ、額背に其識文を刻せり。（古雜誌）

（大山神社）

金束（コツカ）

今大山村の大字にして、平塚の北に屬る、其北は上總國天羽郡關村と蒼立嶺を隔て、相去る三里、又西方保田（平郡）の元名本郷に至る三里、其間に橫根峠あり（金束より橫根にわたり、石炭層あり、而も性質不良、故に採る者なし）

酒井郷（サカヰ）

和名抄、長狹郡酒井郷、訓佐加井。今詳ならず、北風原に醇酒の傳說あれば、蓋吉尾、大山の二村にあたる歟、長狹郡の西偏の地なり。

北風原（ナラヒハラ）

今松尾寺、宮山、大幡等を合せて吉尾村と改稱す、平塚、金束の東なり。國志云、北風原に醇酒の井あり、又安國寺あり、安國寺は足利氏將軍毎國設く所にして、此なるは今曹洞宗を奉ず、沿革せしならん。

宮山（ミヤヤマ）

今吉尾村の大字とす、北風原の東南にして、加茂川を隔つ。○國志云、宮山長安寺は曹洞宗、正木右近大夫時忠、曾受天英禪師を請し之を建つ、正福院は眞言宗、正木大膳亮時創建す

田原郷（タハラ）

和名抄、長狹郡田原郷、訓多波良。○今田原村及び山北村なるべし、酒井郷の東にして、加茂郷の西北とす。（國志に、太田學（オホタガク）の邊を田原庄と云ふこと今に殘れりとあり、其太田學、大里（ダイリ）等を、近年田原村と改む）

前原西より二十町許ありて、大山寺へ行く道の傍に、大（ダイ）裏（リ）村といふあり、彼に大なる塚有り、土人大裏（ダイリ）塚と云ひ、塚上に古神祠あり、聖權現とのみいひて、實を知る人なしと、地名も不審く、かつ聖權現の名も亦あやし。〔房總志料〕

（大里）

小町（コマチ）

今成川（ナリカハ）、小原等と相合せ主基村と改む、北風原、宮山の東なり。小町峰は北方、上總國望陀郡界の高嶺にして、元清澄山に連亘す。

（白絹瀧）小原の白絹（シラギヌ）の瀑布は、嶺岡東牧の溪泉にして、直下二十四丈と稱し、房州の一奇勝とす、小町の南にあたり、前原町の西二里し。房總志料云、義經記安房國の住人まちの太郎、案内の大夫、源氏につくとあるまちは、小町のことにて、案内は安西の訛にて、即安西の景益ならん。

打墨（ウツズミ）　今花房、粟斗（アハト）、八色等を併せて西條（サイデウ）村と改稱す、小町、太田學の東なり

（再考まちはまろの誤）

（金山）國志云、打墨村内に金山（カヤマ）城址あり、太田學の飛地なりと云ふ、地形險絶、周廻大約十五町、中世東條氏之に居り、文安二年乙丑六月、七郎左衛門常政の時、里見義實に攻められ、常政戰死し、城陷り終に廢す。

花房（ハナブサ）　今西條（サイデウ）村と改む、日蓮註畫讃に、西條花房郷とあるは是なり。

（西條）國志云、洗創井は花房（ハナブサ）村の大知田々圃に在り、文永元年日蓮上人が東條左衛門尉景信に襲撃せられし時、疵を蒙り此井に就きて洗ひたり、故に此名ありと。○房總志料云、花英鏡忍寺は寺領三十石、日蓮の弟子鏡忍坊が、師に代りて死せし跡とぞ、日蓮袈裟掛松の古跡もあり、享保中、松枯れ掛松寺を建てらる、日蓮の事記せしものに、西條華英（ハナブサ）の郡といふ事見ゆ、西は東の字を誤れるにや、華英は東條の地なればなり、又華英郡名にはなし、按に長狹郡東の方、小湊までを東條といへば、花英より西方を、西條といひしにや、猶又考ふべし。

（花英）

房州雜詠　長齋

村塢多名寺、高僧遺躅存、白雲長護塔、碧浪欲侵門、紫瀾魚蝦樂、掛衣松樹尊、聊供詩賦料、塵寂不須論。

伴部郷（トモベ）　和名抄、長狹郡伴部郷、訓止毛倍。○今西條村なるべし、即田原郷の東隣とす、國志に和泉村に富部臺の地ありと、和泉は即今の東條村也。

和泉（イツミ）　今廣場、東村、西村と相合せ、東條村と改稱す、前原の北一里にて、元清澄山（標高三四〇米突）の麓とす、溪流を待崎川と云ひ、横渚に至り海へ入る。

丈部郷（ハヤツカベ）　和名抄、長狹郡丈部郷、訓波世豆加倍。○今詳ならず、万葉集に「上總長狹郡上丁丈部與呂麻呂」とありて、其族類の居る所を丈部郷と錄したるならん。國志に、大幡村にサツカベの地ありとて、丈部に援合したれど、信受し難し。惟ふに、天津、小湊等、東北界に郷名の配當を缺く、恐らくは此ならん。小湊の遙東、今上總夷隅郡興津村の邊、本書置津郷と錄し、長狹郡内に係く、以て大略を辨識すべし。

東條（トウデウ）　中世の伊勢御厨の名なるか、元來は何邑の東條にや、御厨の盛大にあたりては、白濱（今の天津）をも屬したりと云へば、蓋後世の和泉村より、小湊村までを統べしが如し、其給人は東條氏と稱し、豪強なること一に邑主に同じかりき。

國志云、長狹東條、天津村の伊勢神明社の傳に從へば、東條庤、東條御厨、皆本社なりと、按するに東鑑、壽永元年の條に「奉幣御使於伊豆箱根兩所權現、並近國宮社（中略）安房東條庤、三浦平六」といひ、元曆元年の條に「外宮御分、安房國東條御厨、被付會賀次郎大夫生倫訖（中略）寄進、伊勢太神宮、御厨一處、在安房國東條、四至如載、右志者、奉爲朝家安穩、爲成就私願、殊抽丹心、寄進狀、如件、壽永三年五月三日、正四位下前右兵衛佐源朝臣」といひ、又神鳳抄に、「外宮、東條御厨、上分、四分布五段、長日御幣紙貳百六拾帖、雜用料布百段」といふ、蓋庤厨は其物一にして、其名異なるなり、又神鳳抄に「外宮白濱御厨、東條御厨内也、號阿摩津御厨」とあれば、天津なるは白濱の御厨址とす。又云、東條氏は長狹郡に居る、其先祖、古書所見なし、前太平記、安房國住人東條次郎兵衛道宣が、宇都宮合戰に討死し、長狹七郎保時が土浦城に入りし事を載す、然れども其書引用するに足らず、姑く此に附記す）其先秋則（七郎）源賴朝に從ふ、「安房貫記」其後文永中、景信あり、深く僧日蓮を惜み、之を殺さんとす、果さず、「本化高祖年譜」常政（安房貫記四郎に作り、里見軍談記垂永に作る）に至り、安西景春を援けて丸氏を滅す、其後里見義實安西氏を降し、勢に乘じて常政を攻む、常政奮戰して之に死す、東條氏亡ぶ。「房總軍記」

天津（アマツ）　今濱荻（ハマヲギ）を合せて天津町と云ふ、人口八千、前原の東北一里半、前原灣の北岸に居り、清澄山の直下に在り、古書に阿摩（アマ）津に作る。

國志云、天津村は戶數千餘、居民專釣漁を業とし、海產の利本州第一たり、古城址あり、弘長、文永の頃、工藤吉隆之に居り、里見氏の時、其臣糟谷石見、眞里谷朝信等之に居る、「本化高祖年譜、正木家譜」天津城址と葛川（カツラ）を隔てて、葛崎城址あり。

（阿摩津）清澄山より東の方へ下山し、天津といへる所にて、

むかしもし雲の 通路吹閉ば乙女のすがた今も見ましな、「同國雜記」　道貴

厈神明社　國志云、天津村宮關の神明は、厈神明宮と稱し、古へ東條阿摩津白濱の御厨なりと、東條の條を參考すべし。

天津題酒樓壁　星巖

寧知此景在荒陬、羅居香彩叢書府、十里風廻漁父笛、半簾月通酒家樓、無聊遂味宜微醉、垂老光陰悄漫遊、坐別吟燈到雞唱、紅霞已曳海桑裡。

水路志云、前原灣東に大村落あり、天津といふ、漁獵に有名の地なり、此灣は水甚深く、一百噚の界線灣中に入る、此沿岸一帶の地に於て、波勢を殺ぐに足るの地は、唯此灣のみ、灣の北方に、暗黑色の高巒あり、清澄と曰ふ、直立千三百四十一呎、忽戶鼻と犬吠埼との間に於て最高の山とす。

清澄山　今天津町の管内とす、東西二里に亘り、西は元清澄山に連なり、房總の州郡界を成し、其高頂妙見山は三百八十餘米突に聳起す。往古より神佛寓栖の靈場と誤じ、斧斤の濫入を禁止せるを以て、老樹鬱蒼たり、近年收公して農科大學の保有に屬せしむ。(約二千二百町)林學林政の研究に資益せしむ。(山中に風闘あり、諸上の一賞に供せらる。)

清澄寺　山中に在り、天津より登路一里半。房總志料云、千光山清澄寺は寺領二百石、神武帝の時、天富の尊の崇めし靈場なり、光仁帝寶龜二年、當寺草創と傳ふ、想ふに是比よりして虛空藏を置きしと見ゆ、又明德二年の古鐘ありて、檀那源朝臣清貞と銘す。(國志云、清澄寺は眞言宗、寺傳に天富命を祀る、今本堂の故、三[illegible]なる川ふるは之が爲なりと、寶龜二年辛亥、不思議法師釋堅の日、一株の老柏樹を伐りて、虛空藏菩薩の像を彫り、堂を營み之を安置す、爾來東國の靈場となれり、承和年間慈覺大師亦來り、不動明王の像を刻す、今猶寺中に存す、寺の四方峯巒圍繞、寶珠、蓮華、如意、及び獅頭、鶴足等の號あり、皆大師の命ずる所なり、天福中、善長阿闍梨住持の時、山下の沙彌日蓮、登山して徒弟たり、古鐘は慶長十五年、百六十六石、里見忠義の寄判あり、德川幕府に至りて、百七十七石寄附、若黨領安堵なり、凡本寺、其境高山に在り、瀨迷比なし、古杉老檜、蔥生天を蔽ふ、中にも偉の大なる者、周り二拾尺、杉大なるもの周り四拾貳尺、寛政中、住持明範、夙に山林繁殖の要務たる事を察し、寺中及び門前人民に諭告し、大に種藝せしが、爾來寺中門前各力を樹藝に用ゐ、此に於て杉檜鬱々、白日猶冥きに至る、舊俗、安房上總兩國の式寺と稱し、神符を分配す、維新後勸化配符を禁ぜられ、門前の寺戸一百、飢渇に迫る、仍て官に乞ひ、山林を輪伐し、戸障子板戸等を造り、房總及び東京に販賣し、以て糊口に資すと云ふ。)

鹿野山より清澄山に詣で、通夜し侍る曉に、

あかつきのたにときえしもきこすみの清原遠くのぼる山かな、(回國雜記)

朝日森は清澄山中、觀音堂に在り、本化宗徒の說に曰く、建長五年四月廿八日、日蓮大士此に登り、旭日を仰觀して感得する所あり、即南無妙法蓮華經の題目を唱ふ、是れ大士一宗興立の發端なりきと。

房州千光山清澄寺者、慈覺大師草創、往昔有靈、破壞久矣、何以驚睡眼此醒耆、行陽比丘惠聞、發願虛空藏大士次、欲發大心補此缺、偏憑衆緣成就其功、仍作銘曰、

陶鑄金銅、成大當功(中略十句)北斗繁昌、國家安泰、檀信有慶、聖壽無疆、

明德三年壬申、八月日、當寺主、前大僧正法予大和尚弘賢

檀那源朝臣清貞　　幹緣比丘明了

勸緣比丘惠門　　大工武州塙田道[illegible]

内浦　今小湊と合せて湊村と云ふ、天津の東一里、前原灣の東北岸、別に小港、妙浦、(一作鯛浦)を擁す、内浦小湊の民戸は此小港の東岸に密布す、

水路志云、小湊崎は波太島の東北東五海里にありて、前原灣の東角をなせる險崖一帶の西端なり、其附近に數若點布す、形狀日の如し、崎の傍に一小港あり内浦と曰ふ、日本形船の泊地たり、港口附近に平岩あり、或は隱れ或は露る、此より以東海岸は、險崖一帶、遠く大東崎に連る。

(小湊崎)

小湊、僧日蓮誕生處、

一簑人[illegible]小市[illegible]、漁丁[illegible]成家、水南[illegible]見[illegible]生東、

日々潮音演法華、　　星　巖

(市川)

内浦は天保中市川村を合す、市川もと大村なりしが、明

寶永中洪波の時、大半海に沒入せりと傳ふ。(國志)

誕生寺　國志云、小湊誕生寺は[illegible]にあり、南は海に臨み、他の三面は皆山に圍まれ、寺は中央に[illegible]堂を置き、大師堂を置く、寺と其後山の麓に接す、日蓮貞應元年壬午、二月十六日を以て、安房名東郡[illegible]に生る、即本寺の東南、方今の蓮華潭なり、(本化高祖年譜)建治二年、弟子日家、師の為に精舍を遺跡に創建す、明應中地震海溢の為に精舍を沒す、乃之を妙の浦に移す、元祿中再び地震海溢の害を被り現地に轉せり、御[illegible]寛永中火災に罹る、今の堂宇は其後再建、眞俗其に倍すと云ふ、幕府の時、寺田五十石。

日蓮上人註畫讃云、蓮師姓三國氏、父遠州刺史[illegible]名重實次子重忠也、[illegible]其第四子、父自遠[illegible]、[illegible]安房國長狹郡東條鄉片海市河村小湊浦、[illegible]、日濁[illegible]氏、[illegible]、夢日光映胸而孕、貞應元年[illegible]、十二歲詣國郡内登清澄山寺、師事道善房、十八歲[illegible]、名是生、又作蓮長、後自改日蓮、[illegible]、云々。[illegible]氏居[illegible]、小湊一名内浦、由[illegible]入海、[illegible]、[illegible]、即當日蓮[illegible]、日蓮[illegible]、[illegible]房御[illegible]、[illegible]、寶客[illegible]集、圖邑[illegible]、安房[illegible]、安[illegible][illegible]、高一丈有奇、[illegible]

上總國

上總國　安房の北にして、下總の南、即房總半島の北部にあたる、今面積百四十方里、下總に[illegible]接す、或は修して總州と云ひ、下總に對しては南總といい

(南總)

へり。

上總は和名抄、加三豆不佐と訓し、後世カヅサと唱ふるは其轉訛なり。古への總の國の屬地にして、又上菟上、馬來田、伊甚、武射、菊間、須惠等の國造あり、是の東清僻遠の地と、上古に夙く民人の蕃殖せるに非ずば、いかでか數國造の分封せらるゝあらんや、惟ふに氣候温暖土壤肥美にして、其山河卑小、是れ上古の民の好みて往來住止して、播殖を爲せる所以歟、房總半島の開拓に於て、當に此意義を見るべし。(總の國につきては、下總の條に其論あり)〔地理志料云、上總、高山寺本作總、干祿字書、聰、聰、聰、上中通、下正、諸從悤者並同、加美上也、豆語辭、不佐麻也、今約曰加豆佐、武備志譯爲茄迷倭撒、傳聞之譌耳。

(房總半島)

房總半島とは安房と上總の地を總ぶれど、實は山武(ザンブ)の一郡を除くべし。圖を按ずるに、房總の內海は俗に袖(ソデ)の浦と呼ばれ、世に東京灣と稱す、其灣岸に於ては、上總國市原郡と下總國千葉郡の交界は、正に該半島の地頸にあたり、此より一線東に延きて、外洋九十九里濱に至れば、長生郡と山武郡を分界する者に合ふ。されば山武郡(昔の山邊武射)は上總の管內とするも、地形は全く下總に入り、房總半島に係らずと知るべし。

國郡沿革考云、上古天富命沃壤を東土に求めて、麻穀を播殖し、因りて、總(フサ)國といふ、孝德天皇大化改新の時、分ちて上總、下總の二國となす、又上菟上(カミツウナカミ)、馬來田、伊甚(イジム)等の國造あり、皆之を併す、

古語拾遺云、天富命更求沃壤、分阿波齋部、率往東土播殖麻穀、好麻所生、故謂之總國。○日本紀云、景行天皇四十年、日本武尊、則從上總、轉入陸奧國〔按、此時未だ上下を分たず、追書に出づ〕扶桑略記、帝王編年紀等に、安閑帝元年、上總國を建つと載すれども誤れり)

國郡の制定まるに及び、十五郡を管す、後四郡を割き安房國を置き、(安房國に詳なり)十一郡となる、淳和天皇天長三年、親王の任國となし、守を太守と稱す。

類聚三代格云、天長三年九月、太政官符、應親王任國守事、上總國、常陸國、上野國、官改定正四位下官、以爲勅任、號稱太守、限以一代、不可永例。

地誌提要云、當年の初め、高望王(タカモチ)、上總介に任ぜしより其子孫世職を襲ぐ、十世廣常に至り、源賴朝に從ふ、權介を以て州事を知る故の如し、後誅死す、

按、元慶八年紀に、頃者聞くらく、上總國、今聞く秩滿解任の人、王臣子孫の徒、黨を結びて群居し、同惡相濟し、官人に凌蹈し、百姓を威凌し、農を妨げ業を奪ひ、蠹をなすこと實に深し、宜く嚴く檢括せよ、但其留住を情願し、國務に從ふものは、量狀して土戶に貫付せよ」とあるは、前官、土豪の留住の狀を悉すに足る。

廣常の事は夷隅郡布施を參看すべし、此家は保元物語に介八郎とあれば、介を以て別號とせり。廣常四世の祖常兼、上總介と爲り、其子孫分れて伊北、印東、木內、濶野、大椎、天羽の諸家を起すこと、千葉系圖に見ゆ。

一族千葉介常、其子秀胤、相繼で介に任ず、足利氏の初鎌倉管領基氏、其執事上杉憲顯の子朝宗に、本國を賜り、又子氏憲亂を作して誅に伏し、本國は管領の直隸たり、文安中、鎌倉管領足利成氏、武田信長を以て守護代とす、信長眞里谷(マリヤツ)、庁南(チヤウナン)に城を築て之に居る、是時大多喜の正木氏、萬喜(マンギ)の土岐氏、朝夷に割據し、千葉氏朝北を有す、既にして里見義實正木氏を降し、周西を略取す、文明中義實の子成義、武田、土岐二氏を降し、後其子實堯二氏を宰し、足利義明を生實(オヒミ)に奉して主と爲し、遂に千葉の諸城を拔き、盡く本州を取る、玄孫義賴に至て漸く衰へ、天正中北條氏政、萬喜、眞田、庁南を陷る、義賴事ふ能はず、子義康に至り、豐臣氏本州を削奪す、房總志料に云ふ、天正十九年、北條氏の舊領上總の田を以て義康に與へ、而して三浦の田を收め、義康全く安房上總二州を有つ、慶長三年、又上總の田を收むと)德川氏領國の後は、諸將士を分封したるも大藩なし、以て明治維新に至る。○郡數は中世に方り革易する所多し、近世は九郡あり、(寺上、畔蒜を廢す)明治二十九年更に減じて五郡に約せらる。

君津郡

(西上總)

君津(キミツ)郡

明治二十九年、望陀、周准(スヱ)、天羽の三郡を合せて、君津の新號を立つ、面積四十五方里、五町三十七村、人口十三萬、木更津に治す。

君津郡は西上總の大半に當り、東上總の夷隅郡と相表裡し、其南界は鹿山清澄一帶の山脈を以て、房州と限る。其天羽、小糸、小櫃の三渓は、各房總山脈に發源し西北に曲流して海に歸す、故に各水一谷を成し、一谷即ち舊の一郡たり。○山谷江濱の形狀、大小參差たりと雖、同一態たるを失はず。○君津の號は、木更津に木更津(キミサラ)の傳說あるに據る者とす、而も其說もと證典あるに非ず、且事理を以て之を推すも、倭武尊の此江濱に徘徊顧望したまふが故に、君不去(キミサラズ)の名出でたりと爲し難し、又君不去とは其語調極めて後世に屬し、上古の遺名に擬し難し。

天羽(アマハ)郡

明治二十九年廢して周准、望陀に合せ、君津郡と爲す。下總の西南限にして、安房の平群郡に接したり、其西は海に至り、東北の二面は周准郡に

國鏡せられ、十方里の狹地のみ。(近世撿地、天羽郡二萬四千石)

天羽は和名抄、四郷に分ち、阿末波と註したり、光仁紀寶龜三年七月の條、上總國天羽郡宗我部虺麿云々とあるを、國史の初見とす。然れども國造本紀菊間と印波との間に、阿波國を載せ、

阿波國造、志賀高穴穗御世、天穗日命八世孫、彌都侶岐命孫、大伴直大瀧定賜、

と云ふは、もしくは阿末波の末字を脱失したるにやとも疑はる、其論安房國の條下に云へるごとし。是の假說に從へば、阿末波の古國は狹地なれども、北隣の須恵、馬來田と相並び、國郡制置に及ぶも、其古國の舊を保持して、一郡に建てられしを想ふべし。天羽は又庄號氏號に呼び、中世上總平氏の盛大にあたり、其支派たり、東鑑元暦元年、上總介廣常之弟、天羽庄司直胤破厚免」云々。近世には大貫庄の名、殆全郡に被れりと雖、其由來を詳にせねば、天羽と大貫との異同を詳にせず、又天羽は今の方俗アマウと唱ふ、訛言なるべし、而も阿末波の本義は未聞に屬す、海士庭(アマニハ)にや歟などいへり。

◇○◇

雨露郷

和名抄、天羽郡雨害郷。雨害訓缺けたりと雖蓋周清の義を假り、ウルホノとよむべし。後世貴津の名を遺す者是也、即今の金谷村、竹岡村、天神山村にあたり、本州郡に於て、最西南の極にして、安房平群郡穂田郷と、鋸山を以て相界す。貴津は近年天神山村へ兼併せられ、其村名廢す。

(貴津)

地理志料云、雨害訓闕、按訓義未詳、或二郡又有雨害郷、必有一誤、南總郡郷考、雨害方廢、貴津村存、上總國志從之、據此雨恐露字之譌、雨露貴、音訓相通。

金谷

今金谷村と云ふ、鋸山の北なる海崖に在りて、小港灣を擁す、故に東京灣の巡航汽船、毎日寄港す、保田(安房)へ一里半、木更津へ八里。

(明金崎)

安川氏上總國志云、金谷村は古へ倉波村と稱せりと、其海岸は即鋸山の起る所にして、明金崎(ミヤウガサキ)(安房の保田へ通出す)と云ふ、怪巖峭壁高く雲霄に入り、一逕山脚を遶る處、唯磅礴を踏んで行く、仰ぎて見れば懸崖雲に聳え、將に崩れんとするの勢あり、海濤萬頃、風濤の衝激に當て、日々に磨し月に削し、自然刻琢の妙を極む、故に此磊磈萬狀をなすものなる可し、又明金崎に奇巖の巨穴を開くものあり、俚言に之を窟巖(カクレイハ)と呼ぶ、然れども近世に至ては、海潮の缺崩する所となり、今何れか其是なるを辨ぜず、又此海岸に石理南北に相背き、自然に彼劈を分つ處あり、是則總房の國界にして、蓋其地たる海を隔てゝ、相州浦賀港と相對峙す、金谷驛は商家纔戶の雜居する者數百許りにして、驛の北は陸に面し山を負ふ、一祠あり鐵尊と號す、(土人之を釜神と稱せり)村の鎭神なり、祠後に石を鑿る事六尺計り、窟内に巨鐵一片を置く、其狀半規の破鏡に似たり、約大周一丈五尺、徑五尺許、厚四寸強にして、重量其幾千斤なるやを知らず、而も中心より之を折半するものゝ如し、父老の傳ふる處に依れば、文明元年、諸を海中に獲たるを以て、即祠を造り、祀りて鐵尊(テツソン)と號し、村名を改めて金山村と稱せりと云ふ、一說には往古是地鑛物を出すが故に、此種ありと云ふも、孰か是なるや詳ならず、案ふるに、其巨鐵たる固より其原質を辨し難しと雖、今其形似を以て之を推考するに、或は上古の神鏡ならん乎、蓋其巨大に過ぐると雖、神代の古鏡にして、稀れに今世に傳ふるものを見るに、鐵質にして銅物ならざるものあり、鐵を磨して照影を取る事は、上古の舊習、其れ或は然らん乎。〇地理志料云、金谷神祠、祀鐵尊氣比賣命、祠後有石窟、安古鐵鏡、徑五尺、厚四寸、破為兩片、傳謂文明元年六月、海中有光、忽而颶風遽成、巨浪揚砂石、凡六晝夜而止、村民見其放光處、果有鐵鏡、乃奉而祀之、其由極古、非中世以降物矣、清宮秀堅曰、云尊東征、掛大鏡、以御船、蓋使魚龍畏避也、是或當年物耶、附質博雅。

(鐵尊神社)

百首

近年竹岡(タケヲカ)村と改め、又萩生(ハギフ)をも合せたり。金谷の北一里半、一溪あり鋸山の陰に出て、西北流して百首に至り海に入る。

(竹岡)

國志云、百首は今竹岡と稱す、舊稱は造海(ツクロミ)なり、相傳ふ、文明三年、里見義成造海の城を攻む、城主眞里谷丹波守人をして之に謂はしめて曰く、聞く君が才文武を兼ね、詠歌を善くすと、今もし新に百首を賦して余に贈らるれば當に降服すべしと、義成欣然として戰に據り百吟立ところに就る、丹波感歎して即降る、依て改めて百首と稱すと、海灣の細沙黑くして光り、奇螺蛛の屬甲雜る、昔枯殼にして、文彩霞暎ぶ可し、造海の城址は百首と萩生村との山上にあり、蓋天神山城と共に、天正中戶崎立藩正勝の久しく據る所なり、又景行紀に載する處に依れば、日本武尊、上總國より淡の水門を渡る、云々、是造海の謂なりと、父老の說あり、今其地理を考ふるに、此說然る可し。〇上總國町村誌云、造海は又造網に作り、大貫莊に屬す、傳へ曰ふ、景行天皇東巡のとき、磐鹿六雁命をして網を造らしめ、松魚を釣り天皇に進む、故に造網と名く、後造海と爲す、里見氏のとき、義成造海城を攻め、百首の歌を献す、故に百首村と爲すと、文化三年丙寅、松平越中守定信、陣營を築き陣屋を置き、竹ヶ岡と名つく、古の造海城址なり、此海岸に迫りて屹立し、南方萩生村に連る、長約二十五丁、四周險峭、頂上平坦、松樹鬱々たり。

(造海)

白湊州、武藏、下總、中邊之透廻候通船、爲其候間、百首之湊ニ上下に可寄出、可申付候、夫々役等之義被申付間敷候、若於違背之族者、可被致披露候、即可是乳成、其一札如件、仍而如件、

(萩生)

己丑（天正十七年）十月十三日 （里見氏？）

正木淡路守殿〔新編武藏風土記〕

津久良海（ツクラミ） 造海に同し、又嘲海に作る、相馬岡田文書、建武の北のものに上總國三直、津久良海、眞利谷等を、一族中に恩給の事見ゆ。

（嘲海）

義經記に「りやうしまを立て、安房と上總の界なるつくしうみを渡りなして、さぬきのこだ濱をはせ」云々、つくしうみとは造海をつくりうみと書けるを、文字さへ違へたるにて、百首の響傳したるを云ふなり。〔里見代々記、眞里谷濱の内に嘲觀入道と云者、峰上城に在て、其の壊と名つけ閉籠り、一子眞里谷丹後、門倉の津嘲海に城郭を搆へ、海陸の關所として閉籠る、云々。

（前島根）

前島根（根とは岩礁の義なり）は竹岡村の西海中に在り、陸地を距る三町許、南北凡三町、東西二十間、高一丈六尺、干潮一尺、時として水上に露出す、中村氏曰、崖上古此礁長大、安房國に連なる、陸と礁との間纔にして川の如く、而して鋸山の崩、陸路未だ開けず、皆水路に由り往來す、古史に謂ふ所の淡水門か、其漸次崩壞して今の如くなりしならんと、知らず果して然るや否や。〔房總志料、上總町村志〕

天神山（テンジンヤマ） 今村名に呼ばる、其山は湊川海の南岸、一九宮崎、山邊ノ按す、宇賀、吉田、不入斗、清亘（一川）梨澤、相川等を合して、天神山村と云ふなり。

安政四年小野氏遊房總記云、天神山西北の麓には、十二天の社あり、又村東半里許の山下に陣屋あり、此も其先君（松平定信）の昔營なり、湊川を望み瞰覽すれば木戸あり、羅塲の溝内と知られ、先君の命名して華表山と云はれしも此なり。○國誌云、天神山祠は菅廟にあらず、古代天神を祭るの地なり、天神山上に峰上の地と接する處あり、里見記に之を載す、峰上の城主は眞里谷入道々環と云ひ、望陀郡眞里谷と共に同時の治城なり、又家譜に載する處に依れば、天神山城は天正中戸崎支藩正勝久しく之に居ると、按に、道環の後、勝久上將となりしもの乎、天神山より相州浦賀港に至るまで、海程凡五里。

梨澤（ナシサハ） 今天神山村の大字とす、天神峯の東南にして、鋸山脉の下とす。溪中に七瀧の幽勝あり、溪水の潭と爲り、渠と爲り、七池の連串するを見るべし。

國誌云、里譜は百首城の東一里許、鋸山西麓にて峻嶮の地なり、天神山あり、村内に眞里谷氏の城、家譜に里見氏歷世の略傳を載す、記して以て房總軍記の考證に備ふ、曰く、義實公、十九歲にして安房國に渡る、時に嘉吉元年なり、文安二年、東條重永を討ちて之を滅し、安西義を降す、同三年、上總國久留里城主正木彈正を降す、三田義成公始めて里見氏を稱す、時に寬正三年なり、文明三年、峰上、百首、久留里、萬石、佐貫、池和田、眞里谷、富田、東金、佐貫、坂本の十一城を攻めて之を略す、明應二年、下總木之内氏を討ちて、是より先、文明十八年、稻村城の建築を起す、云々。

此度相模之者、於手討捕者可出太刀一振可出之、但於手負方、走廻者手討取者、一廉可褒賞、其外働地之様、高率等有之者、則可申上、隨其仕行並褒美引物可被下之由、被仰出者也、仍如件、

甲寅二月廿七日（北條氏虎朱印、天文廿三年）

尾守殿上下〔〔illegible〕氏文書〕

（天神山川）

天羽川（アマハ） 今湊川とも云ひ、天羽郡の主水脉なり、又天神山川と唱へられ、總房の州郡界なる山中に發し、數源あり、相匯合して海門に歸す、其最長支は五里に達す。海門の北岸を湊町と稱し、天羽の大邑なり。上總國志云、天神山川は之を湊川と云ふ、天羽一郡の水之に會して注下す、水力微にして舟行なく、下流に至れば則深淵にして大船を容るゝを得べし、水晶魚（シラウヲ）を産す。

長津郷（ナガツ） 和名抄、天羽郡長津郷。○今湊町なるべし、天羽一郡の而害郷の東北に隣り、江灣あり、天羽一郡の福湊にして、延喜式の天羽驛と云ふ者も、本郷に外ならず。

天羽（アマハ） 延喜兵部式に、「上總國驛馬、大前、藤潴、島穴、天羽、各五疋」と四驛を擧げしは、市原國府以南、安房の白濱驛に至る路次を云ふ。○同じ此四驛は同書又「傳馬、海上、望陀、周淮、天羽郡、各五疋」とあるに因りて、各郡の系屬も自見したり。其天羽の驛址は今傳へなしと雖、形状を推して、湊町（長津郷）の要衝不易なるを知り、古驛の遺地と論定すべし。驛路こゝ、關村の地に險路して、直に安房川上驛へ通ぜしなるべし、古史に背くのみならず、地理にも合はず。

湊（ミト） 今湊町、人口三千五百、天神山川の海門にあたり、其北岸に居る、天羽郡の大邑落とす。此地は永路志に、富津岩より明金崎に至る海岸は、灣形をなし、而して偏東より偏南に向走す、其北濱は低き沙地なれども、南濱に至れば、鋸山の山脉延伸して、此沿濱に斜降し、陸岸となる」と述べし、南北濱の交界なり。邑北に菩提寺あり、岩坂山と云ふ、山に牛頭天王祠あり。

三宅郷（ミヤケ） 和名抄、天羽郡三宅郷。○今詳ならずと雖、環村にあたるべし、すべて天神山川の上游を籠めて云へるにや。一說、小倉村の名あるを引きて、屯倉（ミヤケ）の遺名とす、小倉は環の南にて豊岡村の大字なり。

（上後）（峰上）

中郷（ナカノゴウ） 今環村と改め、隣接の諸部落を合併す、湊町の東二里にして、天神山川の溪谷の中央に在り、鬼涙山其北方に聳ゆ。○この中郷を上後（シャゴ）村とも唱へたり、又此山中の庄名を峰上とも呼び、鶴岡背記に、上總峰上（ミネガミ）に貢村を採ると云ひ、〔相摸國風土記〕善賢寺金口銘には、峰上莊と彫れり。〔上總町村志〕

（環）環城址は（又巨木にも作る）中郷の上後に在り、故に峰上城とも云へり、俗に[illegible]と字す。○地[illegible]誌料云、中郷有環城址、[illegible]甲谷[illegible]清[illegible]寺、文明中[illegible]里見義實所使、退居[illegible]里谷、城墟有環神社、慶天文六年金鼓、[illegible]日營上城、[illegible]守利[illegible]大寶前、環[illegible]作[illegible]、其[illegible]天神山城、峰上城、上後城、皆斥本城也。

志駒（シコマ）

今山中、岩木等と合し駒山と改む、中郷の南、梨澤の東にして、房州保田村横根峠へ達する捷路にあたる。一説、天羽郡の志駒につきあつるは、駒の[illegible]縁につけての事ならんも、信け難し。

關（セキ）

今關村と云ふ、中郷の東南半里、此を經て豐岡村[illegible]小倉、宮[illegible]本[illegible]に至り、分水嶺花立峠を踰ゆれば、房州長狹郡金東に達すべし、凡三里、此地に姥石、夫石など稱する巨岩あり。

（花立峠）

國志云、天神山川の上游、上[illegible]村の南山上に古城址を存す、岩坂志に曰く、天文間、眞里谷信[illegible]、里見氏に叛き北條氏に屬す、上後城の主將正木[illegible]部[illegible]、北條氏に屬し、戍候を岩坂山に置くと、今按ふに天王山に小丘あり、是れ烽火臺址なり、又上[illegible]村を距る東半里許り、關村と云ふ處あり、此地は路南に通し、山谷重疊して安房國界花立嶺に通す、天正中里見氏關戍を置きたるの趾なり、故に舊稱を存す。

鬼涙山（キ[illegible]）

中郷の北に峙ち、周淮郡鹿野山と相連接し、其西南に當る、[illegible]高さ三百[illegible]、此山今[illegible]町の管内に屬するも、相距る二里。故俗説[illegible]東[illegible]清澄の説あるは固より不信なり、而も土人の仰稱して名山とするは、蓋鹿野山修驗の徒の[illegible]行出入して、[illegible]異を[illegible]説せしに因る、名義、其實を知らず、日向の[illegible]。

（倉田）

國志云、田倉村今環村へ合すは鹿野山の南大約一里に居る、村に豫章の大木あり、里老曰く、文禄中其周圍五丈八尺有餘、今其塊に就きて之を見るに、巨精嶮峻として、僅に[illegible]尺の圍を増すことあらざるが如し、田倉村より鹿野山に登るに、其小脈西南に直起するもの、鬼涙山と云ふ、里傳ふ、上古に倭武尊鹿野山の鬼賊を討つに當り、賊鬼敗走して此山に竄し、日夜號泣して命を請ふ、故に鬼涙を以て山に名つくと。

讃岐郷（サヌキ）

和名抄、天羽郡讃岐郷。○今佐貫町即是なり、佐貫町の北、周淮郡界に至る間に、大貫、吉野の二村あり、[illegible]。

讃岐は中世以來專佐貫に作る、武州金澤稱名寺文書に、永德元年、上總國佐貫郷内百貫文と見え、應永、嘉吉年中のものにも同く見ゆ、又萬葉集に「さぬき、[illegible]たの濱」を經過せる山を詠するは、貫石轉ふべし、[illegible]鑑、[illegible]和元年の條に、佐貫四郎廣綱とあるは是れ此なる佐名を唱へし武士に非ず、上野邑樂郡にも佐貫の地名あり、そこたるべし。

國志云、[illegible]記に、賴朝の上總の西海岸を經過せる當程を載す、道清、佐貫より篠部、貝見と次第す、而も房州の長狹より來る後軍は、長狹の土塚、小根坂を踰え、鹿野を經て大井、小山野を過ぎて、本國に至り、賴朝に會したるなり、又吾妻鏡記に、賴朝杉浦に至るとあるは不詳。

佐貫（サヌキ）

今佐貫町と云ひ、隣接の諸部落を合せ、人口四千五百、湊町の北一里半、海濱を西に去る半里、濱岸に鶴峯八幡宮あり、東北龜澤山に古城址、並穴に岩富寺あり。

佐貫城址（サヌキ）

[illegible]、一は龜澤山、一は佐貫市街、[illegible]天正十八年、徳川氏内藤[illegible]右衛門家長を佐貫に封し、其子左馬介政長之を嗣ぐ、龜澤の山巓を鑿して、平壤を新築せるは、政長の時歟。[illegible]後城主數易す、元和八年松平大膳大夫勝重、寛永十六年松平出雲守勝隆、寛文六年松平能登守正治、元禄[illegible]年松[illegible]羽守[illegible]、[illegible]後[illegible]六年[illegible]等守[illegible]（[illegible]内[illegible]氏の[illegible]）[illegible]後、[illegible]、以て明治に至る[illegible]、[illegible]佐貫[illegible]、江戸[illegible]の諸兵、脱走し[illegible]房[illegible]部[illegible]津に[illegible]、[illegible]從す、佐貫藩主阿部正恒、之に抗する能はざるを[illegible]降て之を諾す、既にして林昌之助、佐貫城に迫りて[illegible]募り、海を渡て江戸城を襲ふの謀を爲す、正恒之を[illegible]城を棄て走る、翌月に至り脱走兵皆散す。

佐貫八幡宮（サヌキ）

又鶴峯八幡と云ふ、神官小川氏、舊記古寶牧を傳ふ、其一に曰く「武田[illegible]、有[illegible]與之趣旨者、奉為天長地久御願圓滿、將軍[illegible]息災安穩也、于時永正四年、閏[illegible]月廿八日」又古[illegible]に[illegible]あり、曰く「鶴峯八幡宮、[illegible]在社村之内、高[illegible]千[illegible]、出[illegible]、[illegible]合[illegible]、[illegible]武運長久、仍如件、[illegible]長六年[illegible]月[illegible]日、内藤[illegible]」[illegible]佐貫城主[illegible]に曰く、峰上の[illegible]武田[illegible]不[illegible]の[illegible]、佐貫[illegible]を築き、[illegible]里見[illegible]弘之に[illegible]る、云（國志）

寄進　[illegible]村八幡宮

上總國[illegible]佐古[illegible]飯[illegible]事

右[illegible]當[illegible]可致[illegible]之状如件

建武三年九月廿四日　源[illegible]

この[illegible]佐古は村名なるべきも今[illegible]ならず、八[illegible]名に因みて假に此に係く

[illegible]進、[illegible]上總國佐貫[illegible]事、

合五十七石六斗八升、内

三十九石四斗一升六合　寺納、此內、一石三斗七升六合ニ付、代一貫三百七十六文納之、

六石　[illegible]

國下行

二斗　[illegible]斗、[illegible]　二斗　[illegible]用

六斗　井料　二石八斗　國雜用
八斗　百姓掛　一石　導道給分
八斗　屋敷立替　五石一斗六升　代官給
七斗四合　國未進、此内六斗使立狀、一斗四合竹内方
已上、五十七石六斗八升
二石九斗　大豆　寺納
右所勘定狀如件
嘉吉元年辛酉十月一日　政所文學（花押）

龜澤（カメサハ）今佐貫町の大字にして、市街の東北に連なれり、佐貫の古城址あり。〔國志云、佐貫藩邸は市街に接すれど、東北、北上山に別に古城址あり、文明以降、里見氏の居塞たり、天正十八年、内藤家長來居す、蓋當時古城を廢して、藩邸に遷築したる歟、古城の地に岩富寺あり千手觀音を安置す、最古刹たり。

（岩富）

管窺武鑑云、里見義堯の代は上總久留利居城也、二代義弘は佐貫居城也、永祿七年、義弘市川合戰、北條氏康に仕負られてより、下總一國頓て氏康に隨ひ、三浦爲成も三浦を捨て歸參に附、義弘も佐貫より房州岡本の城へ御移り被成故、則佐貫の城をば下野守爲成に預下され、[illegible]長俊が代迄佐貫居城也、天正十八年里見義房州一國につぼみ、三浦長俊もホリコメと云ふ所を居館とす。一書に據れば、佐貫は義弘の二子梅王丸の讓得せし城館なり、梅王其兄義賴に迫られ僧と爲りしも、佐貫の城代加藤伊賀守の計略にて、後還俗し、讃岐守義氏といへりと。關八州古戰錄云、里見義豐は[illegible]南總北をも打隨け、文[illegible]年九月、佐貫に城を營み、鶴の城と號したり。

小久保（コクボ）今岩瀬、及び千草新田を合せて、大貫村と改む、佐貫の北西一里。其間の岡陵海上に隆起する者を小久保崎又は磯根崎と名づく、遙に相州走水觀音崎に對す。

義經記に、源賴朝が安房より上總に赴く路程を錄し、通浦を渡り、佐貫の枝濱を馳せ過ぎて、磯崎、篠部に着くと云々、磯崎とは此小久保崎を云へるなり。

小久保は明治維新の際、遠州相良城主田沼氏の來移せる所にして、當時小久保藩の名ありしか、四年に至り撤廢す。又今大貫と改稱するは、古[illegible]濱に取る、それも近世は天羽令島に及ぼしし名にて、其來由詳ならず、大貫と對稱す。

（大貫）

千草濱（チクサ）近世寶暦中、天羽郡小久保の西北、周准郡篠部に至るの斥鹵を拓き、千種新田と稱せしが、[illegible]在昔佐貫以西、富津邊に至る間を、千草濱と呼びしとも說く、〔國志〕是は當國の古名なるか、市原郡今津の條をも參考すべし、夫木集に見ゆるは

いろ／＼の貝ありてこそひろはるれ千種の濱をあさるまにまに。

吉野（ヨシノ）古郷名にして、小久保の東なる中村の[illegible]に見ゆ、近年中村、近藤、八田沼、上村、大和田等を合併して、吉野村と爲す、其東北は即周准の郡堺に至れり。

吉野郷に[illegible]寺あり、相州吉野郡より勸請すと稱せり、地名の因由も此に在るにや。又和名抄の古郷名を考ふるに、小久保、吉野邊に相當の者なく、地形を觀るに、磯根崎以北に、[illegible]山の北、全く周准郡に屬す、されば周准の[illegible]にして、[illegible]號にや。

吉野郷といへるに、[illegible]、宗尊親王、芳野の花をこゝへ移しうゑさせたまふといひ傳ふ、

花さかり思ひやられて三吉野のさくらのもみぢも[illegible]

こゝぞと、[illegible]　道興

――◆◇◆――

周准郡（スヱ）近世誤りて周淮に作り、時俗訛變して周淮郡（シユス）と唱ふ、舊封の標たりき、明治二十九年、郡廢し、舊治の號の下へ合す、天羽の北、望陀の南にして、其水系を小糸川と云ひ、南東に起り北西へ下る、其河上に[illegible]突出す、富津洲と稱へらるる者是也。

周准は和名抄、季と註し、國造本紀に、須惠國と載す、萬葉集に末、又極准に作る、蓋陶の義也。

（周准郡）（須惠國）

國造本紀云、須惠國造、志賀高穴穗朝（成務）御世、茨城國造祖、建許侶命兒、大布日意彌命定賜（姓氏錄、又有末使主、即同族）萬葉集、卷九、上總の末の珠名娘子を詠せる歌あり、其詞に「しなが鳥、安房につぎたる、梓弓、末の珠名は」云々、卷二十、種淮郡上丁物部龍とある洩は淮の誤なり。

（末）

然るに中世一郡を中分して、周東、周西と爲し、須惠の古名を用ゐず。近世郡名の復古の際、誤りて周集、或は周淮に作り、其訓をもスズと爲し、正保圖周集、元祿圖周淮と載す。爾後之に仍りて周准を以て官用とせられき、撿地高二萬六千石。〔地理志料云、周淮郡、伊呂波字類抄作周准、新撰類聚往來周唯、拾芥抄作周維、皆書脊之失耳、近古私爲二區、東鑑治承四年條、上總權介平廣常、率周東周西等兵二萬來屬、周東郡見源平盛衰記、鎌倉八幡宮應永二十四年文書、鹿野山寺天文二十一年香爐識、大崩寺天正十三年匾額、及文祿二年水帳、周西郡見東鑑養和元年條、鎌倉八幡宮永享十二年文書、及天正文祿水帳、寛永繩打帳等、永正以後秋元氏領此、西呼秋元莊、其名見永正五年市場村[illegible]記、長谷[illegible]村文祿三年水帳、日本正統記、國郡高基記作周集、享保中定爲周准、蓋俗[illegible]字、[illegible]用周集、周准从音略省之、昭代因之〕

（周集郡）

山家鄕（ヤマベ）和名抄、周准郡山家鄕、訓也末倍、〔今三島村、秋元村等是なり、小糸谷の奧にして、峽溪南北に洞通す。山家の名は世に傳へずと雖、小糸の谷

(道にも作る、裂と語根を同くする歟)彫狀相合ふ。

大岩(オホイハ) 今日笠、與米、旅名、坂畑等、小糸川水源の山谷を總稱して三島村といふ、大岩を以つて其の首部とす。天羽郡中郷(ナカゴウ)の東二里、秋元市宿の南二里なり。倘[illegible]、奥山の寺水[illegible]、三里にして房州[illegible]郡北風原に至るべし。

旅名(タビナ) 今三島村の大字とす。地理志料云、旅名、天正十九年水帳作[illegible]名、蓋和字也、[illegible]有田[illegible]、[illegible]名或田[illegible]所居。

秋元(アキモト) 今秋元市宿(イチジュク)、同市場の四近、及び鹿野山宿を合同して秋元と爲す。小糸谷の中央にあたり、富津の東六里、久留里(望陀)の西二里。

秋元は中世の庄名にして、古文書にも見ゆ、今の秋元村小糸村等に其庄田散在したる如し、而も里見氏分國の頃秋元氏之に居し、周東、周西皆其指揮に入りければ、全郡を擧げて秋元庄と稱す、近世の俗習即之に仍れり、市場の諏訪神社は、小糸谷三十三村の總鎭守と稱す。

(市宿)

小絲城址(コイト) 秋元城是なり。○町村誌云、小糸城址は秋元市場の南端、字根古屋に在り、鹿野山の東側にして、孤山の如く峙ち、[illegible]高六丈餘、東南北三面、[illegible]を廻らし、西一方僅に山脊を鹿野山に接す、頂上平坦なり、里俗に永正五年戊辰三月、里見義豐、其臣秋元兵部少輔義正をして此に城き、青鬼城と稱し之に居らしめ、其[illegible]を秋元と稱す、元龜中其子義久の時陷ると。同書又云、秋元庄は[illegible]村文祿三年水帳に見えたり、土俗相傳ふ、秋元氏の菩提所は市場の妙喜寺にて、其墓塔二基、今に寺中に存す○按、秋元氏は天正中まで其在處里見氏の將士たり、又一支[illegible]あり、今も深谷城址に秋元曲輪の名遺れり、深谷秋元氏の裔孫、上州總社を食邑とし、北條氏に屬せしが、天正十八年、小田原城陷り、秋元越中守長朝、其子但馬守泰朝と共に、井伊氏に因り、徳川公に仕進し、其舊邑を安堵す、尋で江戸[illegible]に重用せられ、世代親臣に列し、子孫封侯たり。

野史云、秋元行朝、其の[illegible]、[illegible]の後、泰業といへるもの、嘉祿年中、上總周淮郡秋元莊を領し、始めて族を秋元と稱す、泰業の八世、師朝の後、秋元を以て通稱とす、其孫國朝、亂を避けて下總に遷居す、國朝の曾孫政朝、復秋元莊に住む、是を行朝の父と爲す、管領上杉氏に隷屬し、井草、岡庭と共に、深谷の宿老にて、上野群馬郡總社を食む。

管窺武鑑云、天正七年、里見義弘は[illegible]の城代南人の内、山梨孫九郎、去る比死去故、跡を秋元上野の子息[illegible]由左衛門に被仰付、秋元が先領コイト城をば、里見兵部に被預下間、コイト窪田ミチガミ衆相催し、亀山城へ押寄。

鹿野山(カノ) 又神野(カムノ)に作り、上總の一靈場にして、房州清澄と倶稱せられて、カノウザンと呼ばる。今秋元村の管内に入り、市宿の西南一里。山峰は天羽郡の[illegible]に亘り、標高三百九十米突。寺觀あり、軍茶利明王を祭る、近世、國史に迎合して、日本武尊に附會す、門前の民家を山宿と云ひ、客舘あり。

鹿野山の麓、秋元市場の管内に鑛泉あり、溫七十度、其塲を湯澤と字す。〔鑛泉志〕

神野寺(カムノ) 鹿野山宿に在り、眞言宗新義を奉ず、承和年中の創建と傳ふるも、其實否は[illegible]、[illegible]常和尚の日工誌に、房州神野山教主、名號[illegible]、東[illegible]、乃改上字、曰心[illegible]、今乃曰、不宵系預寄敎、故表高野大師號上字爲名、余曰、高野大師、常申上字曰、以南天佛心、東真上常心、宜名曰心[illegible]、今稱者南其、[illegible]と云ふは房州よりに總州に作るべし。又道眞[illegible]の國圖記に、鹿野山といへる道場にまうでて、鳴く鹿の野にも山にもきこゆなり妻戀ひわぶる秋の夕暮と見ゆ、[illegible]國志云、鹿野山、[illegible]、[illegible]の地にして、其傍に一碑あり、文に曰く、當山神野寺は、日本武尊、橘姫尊兩神の鎭坐にして、軍茶利明王、藥師二尊の垂跡を以て、長く東海の鎭護となすと、秋天快晴の時、山上より西北を望めば、[illegible]と稱す、[illegible]東北に古陵あり、白鳥神社と稱す、是れ乃倭武尊を祀る所なりと、或は曰く、軍茶利[illegible]、[illegible](一名六手)を祀る、其出生の地を六手村と名づくと、寺祿五十石、(朱印)山頭老杉[illegible]て、昔[illegible]に[illegible]、地最も[illegible]

(六手)

荷茶木に宜し、寺に接して上下の二街あり、客樓酒店、行旅に便す、上街西北に下り、[illegible]、或は市場を過ぎ、以て久留里に通す可し。(六手は今周南村へ入る、軍茶利像の六臂なるにより、此附會を爲すのみ)

鎌瀧(カマタキ) 今大井戸、大谷、法木等、秋元市場の北方の村落を合併し、小絲村と改む、[illegible]も之に屬す、天南寺あり。町村誌云、天南寺は神野山の北[illegible]、[illegible]寶正元年庚辰、信華曳[illegible]を結びて之に居る、[illegible]四十年庚寅十一月、小糸城主秋元[illegible]、寺を創建して[illegible]と稱す、元龜中城陷るの時、寺も廢し、天正十九年、徳川家康寺領三十石を寄せ中興せしむ、今に[illegible]の名[illegible]す、天正十三年に題して[illegible]と云ふは、小糸里の書なり、秋元氏墓、天南寺に在る[illegible]一基、秋元[illegible]正(永祿七年甲六月卒)同政治、[illegible]、[illegible]圓等の名を刻し、文化年中、上州館林侯(秋元氏)の建てし者とす。

(天南寺)

大谷(オホヤツ) 今小糸村の大字とす、[illegible]元年、岩[illegible]道雲[illegible]、[illegible]に、[illegible]秋元[illegible]とあるは是なるべし、[illegible]書、[illegible]四年[illegible]大谷村ともあり

[illegible]、[illegible]八幡宮、

上總國周東郡大谷村、岩松[illegible]入道[illegible]、

右爲天下安全、武運長久、[illegible]、[illegible]、

應永廿四年正月　日、左兵衛督源朝臣(判)

額田郷(ヌカタ)

和名抄、周淮郡額田郷(　)今中村并びに小糸村なるべし、山家郷の北にして、謂ゆる小糸谷の谷口にあたり、糠田てふ大字は中村に遺存す。額田は、古姓氏に額田部湯坐連とも云ひ、本郡又湯坐郷あれば、共に在住の氏號に出てし者とす。

中島(ナカジマ)　今糠田、大井、練木、等と合して中村と稱する者是なり、秋元市宿の西北一里餘。○地理志料云、中島村、應永中周東景久領此、因稱周東郡末利郷上村、春日祠、木地佛像識、應永二十五年戊戌、周東左衛門尉藤原景久其像備存。

（周東）

周東(ストウ)、周西は中世の私稱郡號なるべし、旦に東鑑に治承五年、上總介廣常兵を催す條に「催具當國周東、周西、伊南、伊北、廳南、廳北輩等、率十二萬騎、參上隅田河邊」と載す。其周東と指さゝれたる地域は大都、山家、額田、三直の三郷にして、小糸川の上游一圓にあたる。

三直郷(ミナホ)

和名抄、周淮郡三直郷。○今八重原村に大字三直存す、此邊を其古郷域とす。(牛頭天王を祀りて郷村の名社とす)額田郷の西北、山名郷の北隣とす。○三直郷の北なる島田は今波岡村へ入るが、是は往時何郷の所屬にや、望陀郡界なれば、何れの所屬にや定め難し。

試早預一貫一頁御注進案恩、相馬左郎胤東、軍忠所預給地、上總國相馬郡内手賀藤心兩村(佐田原三郎跡□)下所々事、受相馬郡手賀藤心兩村者、爲先祖本領之上、亂後存日、依有殊忠、抜一族中、宛亂後身宛行給之、早試宛給之、次上總國三直、津久良海、眞利谷等郷、常州伊佐郡西方者、爲度々合戦賞、頂給一族中訖、次與州行方郡　由緒地、所令注進也、早預御吹擧、爲蒙御成敗、恐々言上如件。(史料、建武年中のもの)

法木作(ホフキサク)　今三直、子安、基輸、杢師等と合併して八重原(ヤヘハラ)村と改む、小糸川の北邊にして、中島の西一里餘。○法木とは周東郡所々に呼ばるる地名なるが、幕末の假借にて、法木作は幕木谷なるべし、天羽郡鳥海文書には法木氏あり。

急度差越飛脚候、此度出陣之日限、明後十九、當地之衆、佐貫迄參着、於彼地道具以下爲撿、廿日に可打出候由、中付候、其方之人衆、小一方、右衛門佐人衆(へ)も、同前に中島に可罷撿候、此度思足治部少輔手代に、鶴見信濃守相立候、自久留里者、法木右京亮、波多野左京亮、其外知行之者相立候、恐々謹言。

八月十七日　義賴　花押　里見氏

子安(コヤス)　明治維新の際、駿州小島藩、瀧脇松平氏は、上總市原、望陀、周准三郡に一萬石の所管と爲り、管邊として東移し、子安村金谷に陣屋を建てしが、翌年貝淵村へ移る、また久しからず、遂に廢藩に歸す。

小絲川(コイト)

又秩元川とも、人見川とも云ふ、即周淮郡の主水系にして、義經記にスヘ川と云ふは是なり、形状は天神山川、小櫃川、養老川等と相同く、總房の間郡界なる山中に發し、西北に勾の如くに曲折し、人見、大堀の濱にて海へ入る、長十里。

義經記、頼朝磯が崎を打通りて、篠部いかいしりと云所に着きたまふ、上總國の住人、うさ、やまのべ、あいかくは、のかみの勢一千餘騎、すへ川と云所にて、源氏に馳加る、(中略)やかて上總の介、千葉の介、きさうとの濱、かいほつの濱にて、源氏につく。○此にいかいしりとあるは詳ならねど、飯の川尻にやと疑はる、(飯野村)又うさは武射、山邊なれど、あいかくはのかみは知れず、すへ川は假名違なれど、是の周淮川なること、篠部と木更津(きさうと)貝淵(かいほつ)の間の地理にて判定せらる。

（周淮川）

山名郷(ヤマナ)

和名抄、周淮郡山名郷、訓也萬奈。○今周南村及び貞元村、郡村等の地なるべし、周南にて大山野、小山野の里號存し、山名は山野(ヤマノ)と其名義を同くす、本山野に外ならず、額田郷の西にして、小糸川の南方にあたる。

小山野(ヲヤマノ)　今大山野、濱古(ハマコ)、六手、常代、尾車(ビンシャ)、草牛(サウギウ)等を合せて周南(スナミ)村と改む。○佐貫より木更津に向ふ西房總街道は、小山野を經由す。○國志に「小山野に三百騎坂あり、大井に千騎坂あり、昔治承中頼朝の、諸道兵を催して、之を得し所」と述べ、且此二所は其實、廣常が東上總の兵を率ゐて、木更津なる頼朝の陣に赴くの時、經由せる地點と解けり、是非を詳にし難し。鶴岡文書、永享二年、周西領大山名(オホヤマナ)村と錄するも、大山野に外ならず。

（周南）

常代(トコシロ)　今周南村の大字とす、羽黒權現祠あり、或は云ふ是れ常世神社なりと、元慶元年紀に「上總國正六位上常世神、授從五位下」とあるに合考せる者とす。されど常世はトコヨにて、常代に非ず、疑なきに非ず。

（大山名）

建暦寺(ケンリャク)　今周南村大字濱古(ハマコ)に在り、眞言宗、舊寺領十五石。○此寺近世の説に曰く「僧行基創建、天慶中、源經基修理して、貞元親王の冥福を祈り、建暦中、鎌倉幕執權北條氏、奏請して建暦の號を賜ふ」と、寺藏、二十五菩薩の假面の彫刻、奇古なる由は上總國志にも之を言へり、又正長三年文書に、濱子の村名見ゆ、大堀の條參照。

（濱古）

貞元(サダモト)　今畔宜の郡村、新田堂村、八幡村及び湯江等をも合併し、貞元村と云ふ、富津へ二里、木更津へ三里。土人の傳説、貞元親王の墓廟の地と爲し、種々の附會を爲すも、固より信を取るべからず。天正二十年水帳に貞元郡と載す、町村志□貞元とは中世の名田號なるべし、親王に於て何かあらん。國志云、貞元村に貞元親王廟あり、相傳ふ、親王上總國

江尻島(即貞元村の舊名)に謫せられ、後此地に薨す、因て祀る所と爲すと、三代實錄に曰く、貞元親王は清和天皇第三の皇子にして、上總太守と爲ると、然れども本郡江尻島に配流せらるゝこと、正史に書せず、今古蹟を弔ふに、貞元村より當代村へ至る路傍、叢林中に丘あり、一方碑を建つ、碑に並びて小祠あり、方數尺、祠内石猿三軀を置く、各長數寸許、庚申廟なり、東南數百步許に古墳あり、廣袤數步に滿たず、唯見る古松一根、土人相傳へて陶萬の松と稱す、父老乃傳ふ、親王に愛姬あり、陶萬と云ふ、又同郡那寺に古物あり、往年土人あり、親王の古跡を掘て(傳親王の賜品)獲る所の者と。

郡(コホリ)　(杉谷)
今貞元村の大字とす、蓋古代周淮郡家の在りし所にして、山名鄕の中なるべし。永祿二年小田原役帳の中に、
一貳百貫文　西上總本郷　加藤太郎左衛門
一五拾貫文　上總　篠塚　朝倉右馬助
廿五貫文　同　杉谷村以上七十五貫
などある本郷も此郡ならん、杉谷も隣村にて、今共に貞元村の大字とす、篠塚は詳ならず。

新御堂(シンミダウ)
今貞元村の大字とす、最勝福寺此に在り、新御堂の名之に因る、鎌倉淨光明寺、享德二年寺領文書に、周西郡最勝福寺領所々とあるにて、古刹なるを想ふべし、俗說里見氏所建とあるは誤れり。

三船臺(ミフネダイ)
今貞元村の南なる丘を云ふ、永祿中に此に城砦ありて、小田原北條氏の將卒來戍したり。關八州古戰錄云、永祿九年の秋、周集郡三船の臺に、北條家より砦を築き、軍士警固して居たりけるが、里見義弘に襲ふ由、飛脚到來に付て、太田源五郎に加勢の役を申付らる、氏資子細なく掌領、手の者五十三人を率て、即時に打立、八月廿三日、上總の浦邊へ渡海し、三船の城外に於て、房總の敵と相戰ひ、一足も退かず奮擊して、討死。(武州岩槻平林寺の條なる古簡に因れば、永祿十年の事歟)

湯坐鄕(ユエ)　(湯江)
和名抄、周淮郡湯坐鄕。今貞元村の湯江(ユエ)より以東、飯野村へわたる地なるべし、本鄕にて湯坐は古姓氏號なり、古事記、玉垣宮の段に、大湯坐、若湯坐を定められしこと見え、孝德紀に湯部、天武紀及雄略紀に湯人に作り、姓氏錄に數氏の湯坐あり、神代紀に「取婦人、爲乳母(チオモ)、湯母、及飯嚼、湯坐、凡諸部備行、以奉養皇子」とあるが其本義とす。

飯野(イヒノ)
今飯野村と稱し、隣接の本鄕村、二間塚村等を合す、飯野は近世保科氏の陣屋を置きし所なれば、小市邑を成し、富津洲の東一里半なる野中に居る、木更津へ三里。
飯野陣屋は保科彈正忠正貞(正光の弟)寬永年中より二萬石、世襲して明治維新に至れり、面積四万坪、廢址城壘址に同じ。

二間塚(フタマツカ)
古墳名より出でて、村名にも唱へしが、今飯野の大字に呼ばる、飯野の北、小糸川の南方に在り。町村志云、二間塚は一に内裡塚と曰ふ、大約周廻三百五十間、高五丈、瓢形を爲す、頂上巨石あり、石槨の露れたるならん、近傍に九個の小墳あり、近代の領主保科氏此に小祠を立てたり、蓋須惠國造の墳墓ならん、珠名娘子のものに非じ。○國志云、按に、下總國葛飾の眞間の手子名、及び本國周淮の珠名は、共に上世の美人なり、今大堀村南に茂林あり、二間塚と云ふ、地人見川を距る二百步許、古來相傳へて内裏跡と稱す、又往時土人あり、山田を耕して古塚を發き、石棺を出す、石棺の蓋今碑に作り、本村の善立寺に存す、相傳ふ是即氷上親王の墓也と、按に氷上親王は氷上川繼を云ふ、天武帝の曾孫塩燒王の子なり、王淳仁帝の朝に當り、藤原押勝が亂に連坐し、其子川繼も亦、桓武帝の朝、叛を謀り豆州三島に配流せらるゝ事、日本紀に詳なり、蓋伊豆と本郡と相距る事[illegible]、故に[illegible]して此地に終焉するとの事、又按ふに、村に三[illegible]墳有りて、[illegible]國[illegible]遣ふ、一は世珠名の堂、一は[illegible]用[illegible]の墓なる可し。

詠上總末珠名娘子一首、并短歌、
水長鳥、安房に繼きたる、梓弓、末の珠名は、胸別の、廣き吾妹、腰細の、須輕娘子の、其姿の、端正に、花の如、咲て立れば、玉桙の、道行人は、己が行、道は行かずて、呼なくに、門に至りぬ、指並、隣の君は、預、己妻離れて、乞なくに、鎰さへもたす、人の皆、かく迷へれば、容艶により、妹は、たはれてありける、
金門にし人の來立ては夜中にも身はたな知らす出てあひける

富津(フツ)　(古戸)(篠部)
今富津町と云ひ、篠部をも合す、人口六千、西方延伸の沙濱に在り。其海上には、砲墩の築造ありて、東京灣門の防禦要害とす、即相州走水觀音崎と相對向したり。房總志料、古戸に作る。
富津は回國雜記にノトと云ひ、篠部は義經記にも載せたり。或に曰ふ、富津は古津の訛なり、上古相模より上總に來る者、航路走水より周淮に至る、即此津なり、後市原郡に今津を開き、周淮を古津とすと、猶考ふべし。○江戸慶長見聞集云、見しは今、上總國富津と云濱邊の里に、正左衛門と云漁翁有しが、江戸へ魚賣に切々來る、又云、三浦走水崎と、上總の富津の海中の間、わづか一里有、潮の滿干はやき事、矢を射るが如し、去程にのぼり下りの舟共、此所に來て、潮さかひを待て舟をのる、爰に北條里見兩家の盛りなりし頃、たがひに軍船おほく有て、船いくさやん事なし、其故の兵船は三浦三崎にことごとく舟をかけ置く、里見の海賊、或時は一艘二艘にて夜中に渡海し、濱邊の在所をさはがし、或時は數船をもよほし、俄に來て浦里をやく、此よし三崎へつけ來り、舟を

出すといへ共、わたり近ければ、敵やがて歸る、是によつて、山のみね／＼に、薪をつみ置き、貝鐘をつるし、人守り居て、敵の舟來るを見付、火をたて貝鐘をならせば、山みねに火を立つゞけ、即時に三崎へ聞え、舟を乗出す、是を夜分はかゞりと名付、晝はのろしといへり。

町村誌云、富津陣屋址は市街の東南松林中に在り、文化八年二月、松平越中守定信、台命を奉し、始めて海防の砲臺を築き、此地及び天羽部百首村、安房平郡多田良村に陣屋を設置し、攻守の聯絡を爲す、其稱は松竹梅を冠し、此を松翁陣屋と稱し、兵を置き之を戍らしむ、明治維新の際、四方紛擾、一時其戍を徹し、陣屋又廢す。

今按、文化八年、富津に初めて臺場を築かる、されど當時は房州洲崎を松平越中侯守備の本陣屋として、[illegible]陣屋の名は彼處に命せらる、後文政四年、洲崎臺場を停廢す、松岡の名因りて富津に轉歸したることありし歟。〇小野氏安政四年濱房紀記云、富津陣屋より西二十町、元洲に臺場あり、文化中、我守國公〔白河樂翁〕の舊築なり、平沙の上、西南に向て築立し、東西二十間程、南北四五間、石壁瓦屋、堅實無双、數多の矢挾間を設けて、左右高低、打放自在なり、我公剛直なりし外は、皆近時洋法の芝土手なり、臺場の西は闇なる隱洲にて、一里に餘る、此洲は東照公御入國以來出來しともいふ、天奇の咽喉なり、我公の建議にて、臺場創築せられし由、當時中井履軒いきをきて「昔は定めて林子平が海國兵談に、江戸日本橋より唐、阿蘭陀まで境なしの水路也、とある説を用ひ給ひしと見ゆ」と云ひしとか。

富津埼（フッツ）

又富津洲とも云ふ、平沙斗出して、海潮に浸し、斗出の地と謂、[illegible]せざるを以てなり。〇水路志云、富津崎は低沙角にして、木更津燈より南西八海里にあり、崎端より一海里の間は、低潮に露出する沙嘴伸出す、而して此の嘴頭に第一海堡あり、最も著明なり、第一海堡より尙西方一海里の處に、第二海堡あり、此兩堡の間は淺水地なり、更に西方一海里半の處に、第三海堡あり、此堡附近は潮流の衝に當るを以て、沙嘴常に變移し、且其沿邊の水深も一定せず。

町村志云、富津洲は東より西を指して斗出し、東西凡そ十町許、尙長く海中に入りて暗洲となる、洲頭に至て或は西北を指し、或は西南を指し、時々變更して一定なる能はず、觀音崎に對して其間相去る一里許、實に東京灣營衞の地たり、暗洲は洲頭より起伏相連なること凡一里二十町、幅或は三町、乃至五町、風浪に從ひ聚散定所なく、高低形を變ず、船舶東京に溯るが如く、捲て之を避す、最危險の所たり、其間名八ありト云ふ、[illegible]、大ミツカ、[illegible]、小ミツカ、黑[illegible]、[illegible]となし、[illegible]退潮の候に、海上能く步して大ミツカの所に至る、以て海水の淺きを知る可し、富津砲臺は、[illegible]文化中、幕府地形を相し此に臺場を築き、戍兵を置きしより、弘化年間、更に又[illegible]、砲臺を洲の[illegible]に增築す、[illegible]を加へず、風浪の爲に漸次崩潰し、僅に[illegible]、[illegible]、改めて洲[illegible]より東三町許の所に[illegible]を築き、又[illegible]、[illegible]。〇外交志稿云、文化五年、幕府邊防に與る所あり、[illegible]。

斗出する數十町、左觀音崎に對す相距る一里廿七町、右木牧に對す相距る三里二十五町、中央に砲臺を設け陣營あり、砲臺外洲あり長十町許、丸子洲と云ふ、出洲の先に隱洲あり、長さ二十町許、大塚、中塚、大水塚、小水塚、黑塚、大六塚の名あり、點々斷續一ならず、淺き者は二三尋、深き者は五六尋、波濤により流動して、低昂一ならず、船舶誤て之に乘ずれば、膠して動かず、隱洲の左猿島に向ひ四つの暗礁あり、舟子名げて廣空、小濱、出劒、出[illegible]根と云ふ、淺き者十二三尋、深き者二三十尋、船之に觸るれば破碎す、實に灣首の保障たりと云ふ。

守りをば黑戸の濱に白波のしづかなりとてわすれずもがな、　松平　定信

富津洲以内は、海中大略低平たるも、之を過ぎて南すれば、海汀の出入、山崖の高下、其景全く一變す

篠部郷（シノベ）

和名抄、周淮郡篠部郷、〔今篠部の地名なき〕かず、又[illegible]を見ず、國志に[illegible]にや、篠部村存すと云ふに從て、假に篠部と標示す、其地域は富津村にあたる。

勝川郷（カチカハ）

和名抄、周淮郡勝川郷、〔勝川郷〕（[illegible]）勝川其に詳ならず、南も古木には勝部なしと云ふに、[illegible]川と篠部相[illegible]りて、[illegible]の重複を生したる者か、今[illegible]、而も其地は今詳ならず、篠部の南東に接する小久保、吉野等に非ずや、小久保吉野は何の頃よりか天羽部へ入りけりと雖、後世内古郷の系屬にもあらず。

[illegible]氏云、篠部郷、[illegible]山寺本、[illegible]、[illegible]淺木首、[illegible]以下、[illegible]、[illegible]、[illegible]。

[illegible]、[illegible]

大堀（オホホリ）

今青木と合して、青堀村と改む、富津の東北、飯野の北にして、小糸川の灣に入る所にあたる、[illegible]接に、[illegible]年、[illegible]田河内守[illegible]進狀に、堀[illegible]

（青木）簡青木村とあり、即此なる海村を指せり

當備、鶴岡八幡宮、
上總國周西郡内、大山名上村、同郡濱子田島、同
郡青木村内田畠等、當田河内守當進之地事、
右爲日子孫繁昌、日武運長久、所寄附也、然者勤行法
華開言盡、可致祈禱精誠之状、如件、
正長三年六月廿七日　從三位源朝臣(判)〔集古文書〕

丸田郷

和名抄、周淮郡丸田郷（今詳ならず、周西村にあたる歟、有簡氏ワダとよむに從へば、周西の大字に大和田と云ふがあり、西は三直郷に至る。

地理志料云、丸田詳闕、按廣韻、凡胡官切、彈丸也、凡物具轉者、皆曰凡、俗作丸、胡官切、与音和伞ワニベ、古事記崇神段、丸邇坂、日本紀作和珥坂、姓氏錄丸部、一作和爾部、可證、高山寺本作凡、干祿字書、丸凡、上俗下正、唐韻、凡音帆、正韻、凡大概也、字同義異、故作丸作凡、以別之、丸田當讀云和大、刻本旁訓馬留多、恐妄、

人見

今大和田、坂田、毒村等を合せて周西村と改む、大堀の東、小糸川を隔て、飯野、湯江の北なり。小糸川、北にて人見川の名あり。一小峰あり、甚高からざるも、海岸に居るを以て、航海者の目標となり、即人見山の稱ありて、地名全く之に因る。

（人見山）

國志云、人見山は一峰突起して最も高く、舟人之を以て標となす、峰頭に妙見祠あり、山門の扁額に獅子頭山と書す、是より東京に抵る、海程十三里、按に久留里記に所謂湖西の妙見是なり、湖西は周西の誤記ならん乎、又曰、周西妙見は上總中六妙見の其一なり、是皆平將門の祀る所にして、下總にあるもの千葉、飯高、周西、上總にあるもの周西、横田、浦田、(久留利)等なり、小糸川は人見、大堀の間より海に入る、故に土人其近傍に稱して人見川と云ふ、人見村の近地に内裏塚と稱する一小丘あり、陵上に小祠を置く、祠下に石舟あり、縦九尺許、幅五尺許、土人曰、此山礫を疊重して築く所なりと、近傍に三條塚、九條塚と稱するものあり、其他無名の古塚多し、今按に、内裏塚と稱するは、南の小丘と北の古塚との二所あり、是より南四町許を距りて、美名塚と稱するあり、是れ末の珠名娘子の墓なる乎。○人見妙見祠は舊別當青蓮寺と云ひ、眞言宗に屬したり、房總志料に此祠を以て飫富神とせるは誤れり、人見山の東北に連なれる丘を郡山と名づく、又人見山を俗に獅子頭山とも云ふ、形似による。

（周西）（洲西）

周西は周東の對稱にして、海邊の諸村里を總べし如し、又由名郷は周西なるも、土俗周南の稱あるを見れば、更に周西より分ちし者なるべし。東鑑、壽永元年の條に「上總國御家人、周西二郎助忠以下、木領安堵」と云ひ、周西氏あり、古書或は洲西に作る。

島穴

古驛名にして、延喜式に載せたり、其原載「上總國驛馬、大前、藤潴、島穴、天羽、各五疋」と云ひ、又「傳馬、海上、望陀、周淮、天羽郡、各五疋」とあるにて、島穴は周淮郡なること論なし。然るに後世、周淮郡に島穴の名なく、和名抄海上郡に島穴郷あるに因り、或は說きて周淮郡に非ずと爲す。而も海上の島穴郷と、周淮の島穴驛と、同名異地なるを究めざる如し。又古驛路の經由する所を想ふに、大略海濱を往來するに似たり。即北に人見の條下に係け、小糸川の渡津を以て、假に島穴驛と爲すと云ふのみ。

畑澤

今島田、大久保、小滴等と相合し波岡村と云ふ。大見、法木作等の北にして、望陀郡界に接し、其西は海に至る、古郡郷の系屬を詳にせず。丸田郷、三直郷と相隣れど、或は望陀郡の舊屬たるも知るべからず。

烏田

近世は上中下の三村に分ちしことあり、文祿年中の水帳には、烏田郷の署題ありきと、〔町村志〕又大久保は文祿の水帳に望陀郡之内大窪村と記すと。

（大窪）

一書云、[illegible]より[illegible]、化石を出だし、[illegible]山附近の[illegible]中[illegible]より[illegible]化石を出だしたることあり。

望陀郡

明治三十九年君津と改め、天羽、周淮なる合併す、周淮と市原の間、小櫃川の水系、凡二十七カ里を占めたり。

望陀は和名抄、末字に陀を讀し、七郷に分つ、又小櫃川の上游は古の畔蒜郡の地なるを、中世望陀に合したり、即畔蒜庄の名を置ふ、又望東、望西の區分あり、吾妻鏡、源平盛衰記に見ゆ（國志に、陀望郡の海邊なる木更津、萬石、倉波等を望西とし、望陀、高谷、眞里谷等を望東とする乎と述ぶれど、眞里谷、根岸以南は畔蒜庄内なるが、後世に至り望東に入れる者とす）○望陀、畔蒜は上古の馬來田國とす、古事記に曰く、「天津日子根命者、馬來田國造等之祖也」と

（馬來田國）

國造本紀云、馬來田國造、志賀高穴穗朝（成務）御世、茨城國造祖、建許呂命兒、深河意彌命定賜、

馬來田はウマクタと訓むべし、萬葉字鏡に多に作る、されば後世末字太とよめば、文字に因りて訛れる也。名義な詳にせずと雖、繼體紀に馬來田皇女あり、天武紀、大伴連馬來田（また一層に望多に作る）あり、此國名に取れる者歟。○近世撿地、望陀郡五萬八千石と云ふは、畔蒜郡の故域をも合せたる數なり。

地理志料云、望陀、元祿地圖作武陀、國華萬葉記作望録、訓モクタ、譯文、天平八年紀、宣諭國調布丈尺、但上總望陀細布、安房細布、依舊貢之、主計寮式、望陀貲布、長八丈廣一尺八寸、布帛部、引中間、紫草、布名也、漢語抄云、佐與美乃沼能、布自信濃、望陀等名、其價與他國調布異、故以所出國郡名、爲名。

望西郡

參考本源平盛衰記云、上總介廣常は、佐殿へ消

參を念て、當國に井ノ北、井ノ南、寶の北、寶の南、マヶ西、マヶ東より始て、國中の類、背くなば打へ〔長門本云、望西、望東、畔蒜、おヶゲ、ムト、山べの者共、平家方人として、背き候はば、押寄押寄、是を討取、云々、下總國〕随ふをば相具して、一萬餘騎にて、下總國府に來り、申入る。

望東郡（マクトウ） 地理志料云、國分寺牒云、十六年文書、望東郡今田保、畠里谷村文保二年文書、根岸日高寺鐘長十七年僧像識、伊豆島村萬治二年地藏像、皆作望東郡

鹿津鄕（ツ） 和名抄、望陀郡鹿津鄕、訓加都、高山寺本、訓加豆。今曽村あれど、飯富鄕内の地にて、地理合はず。蓋木更津の邊を指す者にして、鹿字は衆の誤にやとも疑はる、衆にキサの古訓あり、參考ふべし。

櫻井（サクラヰ） 今請西、太田を合せ、眞舟村と改む、周淮郡界に臨み、木更津町の南に連なり、濱辺に居る、櫻井濱の稱あり。

櫻井の濱といへる所にて、櫻貝を拾ふとて、

春にさへ花おも白くさくら井の濱にて拾ふおなじ名の貝、〔回國雜記〕 道興

請西（ジヤウサイ） 今櫻井に合せ、眞舟村と改む、櫻井の東にして、木更津、貝淵と相接す、近世林氏此に治所を置き、眞舟陣屋と稱せり。○請西は、里老曰ふ、往昔城在に作れりと、今舊里に木更津鄕と稱す、嘉永三年十一月、林播磨守忠旭此に築き、眞武根陣屋と稱し、一萬石の封邑あり。同村忠崇の時に至り、戊辰の役、上奏して其邑を德延に奉献し、以て永く德川氏の藩籍に居らんことを請ひ、自ら兵を率ゐ、閏四月十一日、江戸脱走の兵、撒兵隊と議し、千五百人あり〕と木更津に會し、官軍の來攻を待つ、已にして、時在の戰利なし、同四月廿日、忠崇請西を去き、舟に乘して伊豆に至り、箱根間を伺ふ、一擧して東海を奪ひ、東西の通路を斷ちて壯圖を展べんとする也、五月二十日、官軍の迫る所となり、又箱根を棄て奧州へ走る、忠崇後歸順、十二月、新政府旨を奉じて曰く、「林忠崇儀は、當春、王師東下以來、德川慶喜退去之節脱走、僞暴論を主張し、脱走兵額之徒を嘯聚し、其兵器を置し、竟に箱嶺を要し、王師に抗衡、後諸藩間に逃れ、賊徒を招集し、再擧を謀り候へども、奧羽諸賊追々歸順に及び、終に伏罪候條、天下之大典に於て、其罪難赦候處、乾坤可被進嚴刑候處、出格之仁心思召を以て、小笠原中務大輔へ永預け被仰付候事」忠崇罪に十餘年、華族に復せられ、[illegible]

（眞舟）（城在）

貝淵（カヒフチ） 今木更津町へ合併せらるれど、櫻井濱と相連接し、開發濱と稱せらる、文政中、林肥後守忠英、幕府の側衆より出身して、若年寄に進み、封一萬石に加へて大名に列し、天保九年、一萬八千石に達し、貝淵を以て、在所と定む、十二年其八千石を削られ、嘉永三年請西村へ移築す。同村志云、此地記を閲するに、源頼朝安房國より木更に入る、當時、當地三千餘騎を率ゐてカイホツハマに來會す、按するに貝淵の古名開發なるおぼゆ、天保十年、林忠英初めて陣屋を此に營築す、其子忠旭の時に至り、嘉永三年、請西村に移り、明治元年、六月請西藩廢、駿河國小島より封を木更津に移され、貝淵に藩邸を造營して之に移り、櫻井藩と稱し、四年十一月廢藩、更に木更津縣を置き、陣屋舍を以て縣廳に用ひ、六年六月、木更津縣廢し、治[illegible]と稱る、

（開發）

矢那（ヤナ） 今草敷村と合せて清見と改む、高倉の東なる山峡の間に居る、矢名、谷右にも作る、同村志云、高倉觀音堂は坂東三十三番中、第三十番の札所なり、縁起に曰く、本尊正觀音は虚空より降り此山に留る、僧德蓮之を得、大悲の靈應を拜し、大化二年丙午草創して、猪野長官尊して之に奉る、遂に男子を生む、藤原鎌足是なり、故に白雉元年丙戌、鎌足堂を修造すと。○國志云、今野山高藏（カウ）寺は、觀音大士を奉安す、佛殿方六丈、社數八十四坊、みな分割して作る、最も古雅なり、或は傳ふ、上古大樹あり、同佐渡と曰ふ、一根を以て、全殿を作る、其巨材想ふ可きなり、鎌倉時代に再興、後構造する者なりと云ふ、堂前に鎌足の墓あり、花卉の中に一葉を生ず、奇芳と謂ふ可きなり。

（高藏寺）

木更津（キサラヅ） 今木更津町、人口八千、君津郡の治所とす、千葉へ十里、海上舟に於て第一の大邑にして、其岸上通を行は、日夜二回東京へ往復す、盤洲と富津の南洲岸、大者に斗出して、首が水域を成す。

君富津、君去津、舟中作、 星巖

房山行盡更登舟、買便河風直上舟、一片輕帆聽壯氣、半帆斜日井清潑、常時只數人生涯、此際方驚世界浮、吾妻不知何處泊、蒼茫孤起連津樓、

木更津は衣更記にきさらづの濱と錄す、回國記にはきさらづと云ひ、今唱に同し。又近世君去津の說ありと雖、古書概信を缺く、〔江戸砂子に、上總國君去津は、弟橘姫着岸の地也、此所に吾妻大明神あり云々とあれども、其出典を明にせず〕後人更に或は君不去の義を附會す、〔總誌〕へり、國志云、木更津は南總館山路の要津なり、古に曰、諸君不去之地乎、日本武尊經地に渡るや、颶風に遇ひて其寵姫を失ひ、追慕已まず、此海涯に彷徨し、數日去るに忍びず、時人其地を指して君不去と謂へりと、一名は木倉守戸濱也、義經記に、上總介平廣常、源氏を木倉宇戸濱に奉ぜんと謀ると、蓋其は古へ相通ずる乎。

ふと、木更津、君さらぬ、君へる所を打過るとて、思續けしを、口に任せて俳諧、〔回國雜記〕

此にふときさらづの里過れども猶も吾妻のうちとこそ知れ。

（君去津）

吾妻神社（アヅマ） 今木更津町の北を吾妻村とす、今木更津の管內

吾妻）へ入り、吾妻神社あり、江戸砂子に、君去らず[illegible]は、即ち此地の舊社也と云ふ者是也、同書云、吾妻村は木更津と相對す、[illegible]日本武尊[illegible]の時、弟橘媛を祀る所なり、傳に曰く、尊相模より上總に渡り給ふ日、海上風濤の難に遇ふ、云々、後數日にして媛の[illegible]、此海汀に漂着す、因て其地に名づくと、又曰く、媛の[illegible]を葬る地を[illegible]と云へるが、後世之を[illegible]に改め、今横田村の隣に在りと云ふ。

河曲鄕

倭名抄、望陀郡河曲郷（○今詳ならず、河曲の名義に考へ、諸郷の位置に參酌して、木更津の北、小櫃川の屈折する邊にあたる歟、即今の若根村なり。

高柳

今萬石、久津間、江川等を合せて岩根村と改む、木更津の北にして、西は海に面し、東北の二方は小櫃川に限らる。

金澤稱名寺領、加賀國輕海郷、[illegible]刑部小櫃[illegible]所領、上總國金田保内高柳郷、同國佐貫郷内[illegible]地、[illegible]坪付有之）相傳事、互論文分明之上者、領掌不可有相違候、仍如件、
承德元年八月三日　（花押）

萬石

今岩根村の大字とす、金田郷内萬石村と云ふこと、古文書に見えたり、金田は小櫃川の南北に渉れる郷保にして、今は河北に金田村の名を建てたり。（萬石の汀浦を高洲と呼ぶ）

倉戸鄕

倭名抄、望陀郡倉戸郷、高山寺本、[illegible]○倉戸は[illegible]からず、木部黒戸濱あり[illegible]て、今の川北、中島の地を云ふか、クラトは、黒戸の轉に出づ。

黒戸濱

小櫃川一派こゝに入る所、中出して洲嶼を成す、其下を伴潮濱と云ふ、伴潮より村に東北、及び東南に向ひて走る、濱を黒戸濱と稱す、國志に[illegible]羽部[illegible]の邊につゝも侍へるは、其故を知らず、菅原孝標女の更科日記に、[illegible]日記を結束せず、此濱は下總千葉郡の濱にて、黒戸濱を望みたる者なり、
まどろまじこよひならではいつか見む黒戸の濱の秋の夜の月
按に、黒戸とは集中にもありて、[illegible]の名なり、故に黒戸の秋月を望みて、其曾び難きを寓頭したる者とす、[illegible]下總千葉郡黒砂の條を參考すべし（○町村志云、[illegible]二郡の潮濱を、黒戸浦と稱す、其間畔戸、木更津を帯れ、小櫃川、矢那川、及び小糸川之に注ぐ、海底一帯細沙を布き、遠淺潮干寛となる故に、大船を繋くに便ならず、然れども海産物多くして、沿濱の村皆漁業を營めり。

金田

舊郷保名にして、小櫃川の南北に渉れる如し、而も今は河北なる畔戸（川尻）中島、瓜倉、中込等を合して新に金田村と命名す。

五大堂[illegible]日記雑掌慶道申、上總國金田郷内萬石、大崎[illegible]寺、正應事、訴状如此、所申無相違者、可究濟、若[illegible]子細者、可尋申之旨、達正員、可申左右之状、依仰執達如件、文和三年十一月廿四日、地頭代、前安藝守、（判）「圓覺寺文書」

（大崎）大崎村は今詳ならず、圓覺寺正德年中の寺領註文にも、上總國望東郡金田保内大崎村とあり、又云ふ、金田は郡の西偏なれど、望東と同し誤きがごとし、猶考ふべし、

（川尻）又川尻を近年畔戸と改名しは、房總志料の考按に據れるならんが、畔戸の名もクロトの轉なりとするは信け難し、義經記に、[illegible]の地名あるも、周淮郡の中にて、此川尻にあらず、（房總志料云、[illegible]の訓は[illegible]なるべしと、即古のクロトの濱なりとぞ、ツトは通音なり、義經記に[illegible]、周淮の地を[illegible]て、[illegible]に著すとあるも、此邊にて、江川、河尻の村名も之に合すべし）町村志、畔濱は倭名抄畔治郷の濱なるべしと云へ[illegible]も、[illegible]

[illegible]

[illegible]古[illegible]名にして、當に[illegible]に在るべし、[illegible]に[illegible]、[illegible]、[illegible]の濱頭、黒戸濱の中なること、[illegible]、[illegible]合すて、之を[illegible]。

盤洲鼻

又[illegible]に作る、小櫃川海に入るの所にあたり、今金田村大字畔戸の管内とす、木更津の西北にあたり、斗出二里餘、

水路志云、盤洲鼻は羽根田鼻（横濱港の北角）の南東七海里、其地甚低し、該濱より約一海里半の間は、沿岸淺灘ありて、此鼻を擁す、盤洲鼻より富津崎まで約十二海里間も、又淺灘伸延す、而して彎門灣形を成す、其東邊に木更津邑あり、市地は邑の南岸にありて、人見山（樹木稠密にして高二百八十七呎）を望標とす、南東の風を防くといへども、北西風に堪へならず、殊に西風に在ては波頭高く起る、盤洲鼻の邊を古へ黒戸濱といひ、今金田、畔戸見なす考ふべし

（[illegible]津）

長可鄕

倭名抄、望陀郡長可郷、[illegible]長可は[illegible]と訓す、郷名として、甲斐國の長門郷い長を[illegible]と訓するに準へり、[illegible]、又本郡に[illegible]の名あるに合す、今按ふに、長は[illegible]の誤にして、[illegible]、奈良輪、[illegible]波の一帯、海に臨み丘陵に倚るの地を指して、長可郷とせるにや、猶く尋ねて後の[illegible]を俟つ。

奈良輪

今奈良輪市場を合せ、楢葉村と[illegible]、奈良輪は木更津の北、小櫃川を[illegible]、[illegible]、[illegible]に往來す[illegible]要路にあたり、木更津一里、[illegible]小市坊をなす。

（楢葉）今[illegible]に古[illegible]、[illegible]、[illegible]（町村志）

坂戸

今[illegible]村の坂戸市場に[illegible]神社あり、[illegible]

（逆手神社）

々として樹背根を露し磊磈奇状あり、其宮殿彫梁亦古色を帯し、社前に古鐘一口を懸く、近世の制に非す、銘尾に曰く、弘長三年癸亥、武州河肖庄内勝福寺、云々。〔同志〕房總志料云、坂戸明神の祝部語りしは、此神の祭に古は人身貢を供へたり、一村相會して鬮を取り、其に當りたる人を、俎上に載せ、屠刀を揮ひ、裁割するまねして神前に置く、此俗後世いつとなく廢したり、坂戸一に逆手に作る。

倉波（クラナミ） 今久保田、代宿と相合せて、長浦村と改む、奈良輪の東北にして、姉崎に至る海濱の路頭にかかる、笠上山あり頗景致多し。○譚海云、望陀郡くらなみ村の海邊より、一里半程沖に、海中より清水の涌く所あり、夥しくわく事にて、其所へ井戸かわを仕かけ、旱の時は、皆此用水を汲に行、又漁海の船も水をくむ事とするなり、其れ故、井戸かわを一年に二度づゝ造り代ふると云、生の明神は其所より一里許りに在り。

久保田（クボタ） 又窪田に作る、里見氏の故壘址あり、○地理志料云、久保田壘、里見義成所築、其子義通居此、義波貴、里見義堯所置、有木多重次郎、正木時忠作左、事徳川家康、功績居多、天正中幹豐臣秀吉旨、屏居於此、後徙下総相馬郡井野而死、是謂義堯也。

飫富郷（オホ） 和名抄、望陀郡飯富郷、訓於布。○飯字は飫の誤なるべけれど、諸本皆飯に作れば、中古以來の謬襲なり。今根形村に飯富（イヒトミ）の大字存りて、又飯字を用ゐながら、其里の神社にはオフと訓む。されど延喜式に飫富とあるにて、元は飫なるを知るべし。蓋其可郷、河曲郷の東にして、今の根形、中郷、神納の三村に渉る。飫富は古姓氏に出て多、大、また意部にも作り、移りて地名と爲れる者、諸州に多し、郷名同唱考云、大和十市郡の飫富は、神名式に大和國多（オホ）神社、中州志理郡比古神社あり、此社今も多村にありて、神八井耳命を祭ると傳ふ、

（飯富）

多は大とも飫富（飯富とかけるは誤）ともかきて、共にオホ也、上總なるは飯富に誤り、猶於布とよめり、是も式に望陀郡飫富神社あり、飯富村存る、常陸那珂郡に井部に飯富村あり、もと大部といひしを、後に飯富と改め、今イヒトミといふといへり、是も於布にて、大部即飫富なるを、飯富に誤りしなり、この地に大井神社あり、仲國造祖健借間（タケカシマ）命を祭るといひ傳ふ、この國造も意富臣同族なれば、意富臣に由あり、下野安蘇郡は肥後の阿蘇郡に由ありて、古事記に「神八井耳命者、意富臣、阿蘇君等之祖」とありて、郡中に安蘇郷、意部郷あるは即飫富なる事知るべく、下總に印幡郡あるは印幡國造に由あるが、古の國造は神八井耳命の裔なるに、相馬郡に大井郷あるは、常陸の大井神社に縁あり、また意布郷あるは即意富臣に由あるを思ふべし。○東鑑、文治元年六月、囚人前斎尉泰貞子息、有源大宗季者、曾矢達者也、愛甲野傳崎内日傳、上總國飯富庄者、依仲職傳領、云々。

負野（オホノ） 延喜兵部式、上總國の驛名なり、即飫富野の異書のみ、然るに一國内又大野驛と云ふが式にあれば、同名の二驛ありしなり。

飫富神社（オホ） 今根形村大字飯富に在りて、オホの明神と稱せらる、延喜式、望陀郡の名神にして、三代實錄、元慶元年上總國飫富神授位の事見ゆ。（延喜式一本、飫を飽に誤り、從ひてアキトミとよめり）○地理志料云、東鑑、文治元年條、又建保元年條、上總國飯富莊、蓋訓於布、當時未訛稱書也、房總志料曰、飫富古蹟、今作飯富村、呼曰伊比登美。

房總志料云、神野村の東、飯富村は和名抄に出する郷名なり、飫富明神の祠あり、上總五社の一にして、別當を神宮寺といふ。○町村志云、飯富村の飫富神社の陵、俚俗今脇など稱呼す、鏡塚古墳は東方鏡塚の頂に在り、二塚並列す、共に方六間許、傳へ云ふ、塚中に曾鏡を副

む、故に名有りと、或は説く、是れ馬來田國造の墓ならんと、按するに、上古馬來田國造あり、而も今其墓と稱するものを見ず、神納村カミノウはカノウ、或は國造の墓ならんかの疑ひありと雖、其墳頗小、且遺傳も存せず、然れば望陀郡やがて馬來田國造の墓ならんか。○神納村は名義加納なるべし、即飯富庄の加納田なりしならん。

（神納）

三作（ミツサク） 今飯富、野田、大谷眞、岩井、三黒等と相合し、根形村と改む。

上總國望陀郡内之佐古、倉河村地頭職事、早任去年十二月十一日還補下文之旨、村上民部丞、相共從役所、可沙汰付下地於彦七九郎左衛門尉之狀、如件、

應永廿五年十月廿九日　沙彌（判）

由井左衛門入道殿（後藤）

三黒（ミクロ） 加津（カツ）は加にも作り、今は根形の大字にして、飯富の東、岩井の北なり、音須神社あり、其後に甚だ衰退して、山と唱へられ、高二丈餘、三黒とは三室と云ふ義なり、倭建命の東征の、昔去津に渡らせしを、其處に崇め奉ると云。三黒には大字加津あり、一書、和名抄濃治郷の遺蹟とす、飯富には大字岩井に在り。

（加津）

宇麻具多嶺（ウマグタ） 今根形村の西方にや、神納より飯富、岩井の境を經て此方まで連亘す、俚語に村里は飯富、岩井の南方小櫃川の岸に存す、在り。

宇麻具多の嶺呂にかくり居かくだにも國の遠かばなほめほりせむ、

（諏訪）

或は久留里、又宿山を望陀嶺と説けど、根形の名此にあるは、宇麻具多の嶺呂の方との義なるべければ、久留里と爲し難き歟。

木更津いさいにさし、三日の宮よりさし登るに、

（根形）

上總　君津郡

三一六五

馬來田のねろに朝日の影見えて笹葉の霜も玉と見るまで、　松平定信

望陀(マウダ)　（東望）

今牛袋、十日市場、大寺等を合せて、中郷(ナカガウ)村と改む、木更津の東二里、古望陀東にして、寛文九年舊地は即ち望陀村と稱す。望東村に字若戰場の地名を存す、今水田たり、傳へ云ふ、天慶年中、興世王此に於て戰に害しぬ、故に名ありと、按するに扶桑略記、興世王上總守に任せられしを載せ、將門記、今昔物語、源平盛衰記、本朝に於て誅戮せられし事を記す、皆上總北の地ならんか。町村志 參考源平盛衰記云、將門謀叛の時、常陸介藤原玄茂は相模國に、向ひけり、武藏權守興世は上總國にして誅せらる、一代要記云、天慶三年二月十九日、興世王被殺、日本紀略天慶三年一月條云、征東大將軍、興世王、爲藤原公雅被殺了」坂上近高、藤原玄明、常陸國にして斬れたり、伴類與黨の多かりけれ共、妻子を捨て入道出家して、みな山林に迷けり

井尻(ヰジリ)

今長柄、有吉等と相合せ、中郷村と改む、飯富の本郷なりと云ふ、町村志云、井尻本郷は中古飯富莊、小櫃谷と稱す、里傳に、上總介藤原景清、當生村に居り、本村に其飲料水の古井あり、當村名是れに因りしと、又中古より[illegible]、當時門前に市を開く、其日十日、故に後大寺村、十日市場村と爲すとかや、今彼今田圃たり、往往古器及び布目瓦等を發掘す、

有吉(アリヨシ)

今中郷村の大字とす　町村志云、有吉館址は本村の西方字古館に在り、其他下田、今田圃たり、里見氏の臣堀内藏人之に居ると、其興廢詳ならず。

磐田鄉(イハタ)

和名抄、望陀郡磐田鄉○今詳ならず、飫富鄉の東隣にして、横田、高谷の邊にあらずや、他に明徵あるにあらねど、假に此に係く。久留里の奥なる大坂に岩田寺ありとて、彼地に係くる者あれど、遠く望陀の舊郡界を離れて、畔蒜郡の中に在れば、形狀合はず。

横田(ヨコタ)

今中川村と改む、中郷村の東にして、木更津を去る二里半、小櫃谷に於て、最中衍の地に居り、民戶密集、ほゞ市巷の狀を成す、小櫃川其南を流る。

横田の熊野權現は、舊神領二十石の名祠たり、又兒宮(チゴミヤ)と稱する小祠ありて、塚上に置かる、又姫見祠あり、總國六祠の一とぞ。

川原井(カハラヰ)　（高谷）

今高谷、野里、泉等と相合せ、今岡村と改む、横田の東北にして、市原郡界に至る。

高谷(タカヤ)の延命寺は字飯王山に在り、眞言宗たり、寺傳に、神龜元年、僧行基草創す、正應中、御閣氏大檀那と爲り、僧南[illegible]之を中興す、爾來縣綿として、常法談林、中本寺たり、寺領十石、明治元年戊辰兵燹に罹り、後舊觀に復せず、寺に大曼荼羅を藏す、其裏に「眞里谷城主、武田上總介入道道鑑[illegible]上、遠道脚使於西海、適[illegible]於飯王、是則異朝貞宗一行禪師之親筆也」云々と記す。町村志。

菅生(スガフ)　（祇園）

今長崎(ナガサキ)、笹子、中尾、伊豆島、椿、永井作等と相合せ、清川(キヨカハ)村と改む。小櫃川の南方にして、木更津の東なる山野に散居す。菅生は舊庄名にも見ゆ、東鑑、文治四年、元久二年の條に見えたるのみならず、近世天正二十年請西村水帳に、菅生庄を冠すと云へば、望東郡に亙らせし庄號なりき。

元久二年三月、將長壽院領、上總國菅生庄十六个鄕等、今日被申分之、以六鄕爲別當分、皆六鄕給供僧中。吾妻鏡

敬白、於上總國菅生庄木鄕、飯富宮社頭、奉辱鑄鐘一口、

除覺明神五瞳　別所天長地久　須頽四恩報德　宜爲法界平等　享德五年十二月十五日

勸進主　工文代　秦胤　吉德　惣政所　秦圖

大旦那　前三河守清[illegible]　別當　[illegible]

并大工　河内權守重吉　貞吉　[illegible]　[illegible]

十三人　[illegible]

笹子(サツコ)

今清川村の大字とす、天文十二年[illegible]、笹子城主[illegible]、[illegible]

畔治鄉(アハヂ)

和名抄、望陀郡畔治鄉、[illegible]らず、[illegible]よりて、久留里の地に[illegible]合する者あれど、形狀合はず、[illegible]畔蒜郡に接するも、畔治鄉にして、[illegible]の誤なれば、本來畔蒜の地の[illegible]、[illegible]畔治鄉と爲したるならん

小櫃川(コビツ)

一名久留里川(クルリ)と云ひ、[illegible]し、[illegible]を合せ、久留里に[illegible]、[illegible]見來諸より下郡に[illegible]北方に[illegible]、[illegible]も、曲屈頗多く、其長二十里[illegible]、[illegible]濱に至り海に入る

小櫃谷の名は、[illegible]、[illegible]る、[illegible]と[illegible]今下郡と久留里の間に[illegible]名を[illegible]すも、山［illegible］の深さにはあらざる[illegible]、[illegible]祇園川ともいひ、[illegible]久留里川といへり　町村志云、久津間村、[illegible]、小櫃川の[illegible]、[illegible]を經て西南に流通し、[illegible]に一部落を成す、[illegible]字亥、久津間有田と稱す、南して[illegible]一[illegible]、畔戶浦の名稱有り、本村最斗出して崎角を爲し、其由る所多し、故に明治九年改めて畔戶(ツロト)村と云ふ。

—♦♦♦—

畔蒜郡(アヒル)

中世廢して望陀郡に入り、畔蒜庄の名は小櫃川の上游に獨存す、稱ふに下郡、眞里谷、其

南の峡谷を畔蒜郡の舊域とし、其南限は清澄山に至る。畔蒜は和名抄、阿比留と註し、六郷に分つ、其廢止の年代は詳ならざるも、吾妻鏡、文治二年の條に「熊野別當知行、上總國畔蒜庄也、而地頭職者、一品令避付于彼人、於其地下者、上總介、和田太郎引募之處、各背本所雙下知、不辨年貢寺之間、爲申之上、已被令付上京都之旨、遣二品御書、被仰下件兩人」云々と見ゆ、庄名に呼ばる、廢止蓋此後にして、望東郡へ折入せし者とす。○房總志料に、

畔蒜郡ホヒルと訓す、今知人なし、或はいふ、下總國印幡郡の東に畔蒜村あり、されば後世いつとなく唯うせに失しと見ゆ、又武射郡に蕪田、小河など地名あり、是は和名抄畔蒜郡の郷名なれば、武射郡と印幡郡へ重隷することとなれり、

と遠へし、精からず、町村志が文禄三年眞里谷村水帳、慶長十七年根岸日高寺の佛像銘、はた天和三年眞里谷眞如寺鐘銘等に、畔蒜庄とあるを引き、横田村の東南より久留里、龜山郷等まで、皆古の畔蒜郡なりと云ふに從ふべし。○地理志料云、畔蒜郡、本草大蒜、一名葫、味辛温、除風邪、和名於保比流、狩谷氏曰、今俗呼爾年爾久是也、因謂、日開日保、昔於保之急呼、蓋取土之宜耶、又有鴨調阿比留、或取蒜宜耶、再按、倭姫世記有畔蒜之狹田國之語、畔蒜一聲相通、或取地勢耶、並錄以備採擇、日本靈異記、藥師廣達、上總畔蒜郡人、廣達又見前聖國史、元亨釋書、濟觀抄、寶龜三年紀、作廣達、熊野山古元元年文書「上總國畔蒜南北莊領主職、依宿真清從」、渡會圓覺寺弘安六年文書、畔蒜南莊龜山郷、延元二年文書同、畔蒜庄、又見眞里谷眞如寺鐘識

三衆郷（ミヒロ）

和名抄、畔蒜郡三衆郷、訓美毛呂、今詳ならず、三衆とは御諸と同言にて、神山の謂にや、其郷の位置、及び原書列記の次第より推せば、下郡の邊にや。

下郡（シモツホリ）

（根岸）

今根岸（ネギシ）、阿部、宮田、佐野等と相合せ、富岡（トミオカ）村と改稱す、横田の南、小櫃川の西岸に在り。

下郡とは畔蒜の郡家にて、從畔望陀に對して下郡ともいへるにやと疑はる、十二所大神あり、(字を下市場臺といふ)土俗相傳ふ、常大友、宮女を此地に匿したまひ、戰事敗るるに及び、宮女十二人各自伏刃す、其墓を畠塚と呼び、又祀祠して十二所と云ふと、根岸の日高寺佛像銘に、慶長十七年、上總國畔蒜庄云々とあり。

椅原郷（ハシハラ）

和名抄、畔蒜郡椅原郷。○今詳ならず、ハシハラと訓むべし、原書列記の次第により推せば、三衆の東隣にして、眞里谷の邊にあらずや、

南總道中　小菅　古香

晉迄間迎路、瘦馬行道、旅情寒似水、頹景急於風、茅屋結嵐翠、石橋横樹紅、不知投宿處、只叟亂披中。

眞里谷（マリヤツ）

（眞里谷）

今眞里（マリ）、茅野、七曲等を合せて馬來田村の稱を立つるも、古の望陀郡域にはあらず、横田の東二里、小櫃川の左岸の山野を占む。

房總志料云、眞如寺より十町計隔りて、眞里谷城趾あり、相傳へて、如見と云人住めりと、里見記に麻呂上總介とありし、眞里谷は鎌倉大草子に毛ヶ谷、房總治亂記に、眞刈谷（マリカヤツ）に作り、武田氏の舊邑たりき、相馬岡田文書、建武の比のものに「上總國眞利谷郷者、爲度々合戰賞、預給一族中訖」とも見えたり。

眞里谷城址（マリカヤツ）

町村誌云、眞里谷城址は村の東南方、字眞地野に在り、曠原にして地勢頗高く、壘壁を存し、千疊敷と稱する所あり、四面險崖、田圃深間に浸入す、地脈南は萬田野村に連る、其間二十町許、山谷極めて狭く、西方一里許に字天神臺、其北に字要害と云ふ地あり、形勢首崎し、砦と關門の材扉の如く、共に支砦を構へ、以て攻守に便せる者の如し、傳へ曰ふ、康正二年武田信長之を城く、信長初め八郎、後右馬助、三河守と稱す、甲斐國守護職武田信滿の次子なり、足利成氏に從ひ、上杉氏と惡し、遂に本州に據り、眞里、庁南に城を築き、以て上杉氏に抗す、上總介と云ひ、清胤、三河守入道道環と號し、信興、信清、信勝、信助、信隆、信應等相繼て之に居る、其間久留里、久保田、佐貫、椎津、峯上、環城、大多喜等を略有す、然れども今其詳傳を存せず、庁南武田氏の後裔、上總山邊郡山内村武田氏、木村眞如寺、妙泉寺等に傳ふる遺書あるのみ。○大草紙云、文明十一年、太田資忠、千葉自胤は千葉孝胤が籠れる臼井城を攻めたりと雖、落し難かりければ、勢を分ち、上總國長南の城主武田三河入道を攻む、武田七月五日降參して、自胤に歸代す、丸ヶ谷（マリヤツ）の上總介も同く自胤へ降參す。○古戰錄云、里見義豐、明應六年、上總國へ責入、所々の軍に利を得て、十一月望陀郡眞里谷の城を圍む、城主勝左近將監信勝は、武田右馬介信長の末孫にて、父は眞里谷和泉守武定と云ふ、暫く防戰ひけるが、終に義豐に追落され、降を乞て城を渡し、眞勝は庁山木村の邊、小澤谷へ蟄居す、後年里見義堯召出して、五千石の堪忍分を與へ、眞里谷上總助と改む。○古刀欵に「相州住秋廣、於上總國眞里谷作」と、古刀銘盡に載せ、秋廣は應永五年卒す。

（丸谷）

眞如寺（シンニヨジ）

眞里谷天寧山に在り、曹洞宗、寺傳に據れば、寛正五年創建、眞里谷城主武田信興の開基、正嚴和尚の開山なり、正嚴は太田源吾道忠の子とぞ。舊寺領三十石、天正十九年以来朱印地たり、維新の後收められ、もと大伽藍にして、多くの衆僧常に在りき、明治戊辰三月十七日、德川氏の撒兵隊數百人、江戸を脱走し眞里谷に至り、本寺及び妙泉寺に屯集、久留里藩を襲はんと欲す、城主黑田直養、兵備を嚴にし、固く守る、撒兵侵す事能は

へ、閏四月七日、撤兵隊進軍す、此時本寺兵燹に罹り、寶物悉く燒失す、天和三年鑄造鐘銘曰「上總國望陀郡、中郷村眞里谷鄕、眞如禪寺」云々、妙泉寺は眞如の末寺なり、「鐘あり「上總州佐是郡、矢田郷、十二所權現、八幡宮、長承三年己卯、九月八日」と記す。

新田郷（ニイタ）

和名抄、畔蒜郡新田郷。○今の小櫃村なるべし、上新田（カミニッタ）の大字を存し、其附近には古墳散在す、（町村志）原書列記の次第に考ふるも、此地を以て古郷に擬すべし。

東鑑、寛元三年、金津次郎資成申、上總國新田庄内、米澤村名主職事、云々、今の上新田の邊には、米澤の名なし、又吉田庄と云ふものも、畔蒜郡の本郷にや、是非詳にし難し。

俵田（タハラダ）

今小櫃村の大字にして、上新田に接す、天神臺、館之内と字する地に白山社あり、之を田原神なりと云ふ。

田原神は元慶八年紀に授位せられし當國の古祠なれど、延喜式には載せず、神社の背後に古墳あり、高六間、瓢形を爲す、○國志云、久留里以北一里、田原田村に石造華表あり、登ること數十歩にして門あり、扁額に曰く白山大權現と、又前殿に匾して小櫃山と云ふ、南方に高阜あり古の陵なり、山下に寺あり、神宮寺と云ふ。○按、久留里記に俵田白山社を大友王子の廟と云ひ、房總志料にも之を採る、此地方に大友王子をいふは、皆久留里記の説に出て、其言不經信に値し

三田（ミタ）

今小櫃村の大字とす、上新田の北に隣る。○町村志云、元龜二年、久留里城主里見義弘、三田に一寺を建て、法言瑞龍を以て之に命す、僧大年開山たり、明治戊辰の亂に、江戶の脫兵横田村善福寺に屯す、官軍之に砲火する時、久留里城主黑田直養、兵を村境に出し、三田瑞龍院を本陣と爲し、以て攻守に備ふ、境内山を負ひ溪に臨み、景色幽邃なり、里見弘義塚は瑞龍院境内に在り、葺石高一尺五寸許、瓦輪狀を爲す。

戸崎（トザキ）

今小櫃村の大字とす、小櫃川の左岸に居る、○國志云、戸崎城址、久留里の西南一里許、山上にあり、天羽郡天神山と共に、戸崎玄蕃正勝の久く據る所乎、又野持塚あり。

山本（ヤマモト）

今小櫃村の大字とす、三田に北にして、眞里谷に近し、○國志云、山本村山中に城墟あり、里見軍記に曰く、湯名島の城主山本左京亮と、此村又一古墓あり。

甘木郷（アマキ）

和名抄、畔蒜郡甘木郷、訓安萬木。○今詳ならず、新田郷の南なる久留里町にあらずや、土俗の口碑久留里の古城を雨城とも云ふと傳ふるは、雨城の古訓アマキと唱へしを、後人文字に因り説を成し、原意を失へるごとし。

久留里（クルリ）

今久留里町と云ひ、四近の數村を合せ人口五千、木更津を去る六里、小櫃川上游の名邑なり。亂山重疊の中に居り、東上總の大多喜へ五里、秋元市宿へ二里半、清澄山へ十里、古城は浦田山と稱し、市街は其北に接して市場と稱す。

久留里城址（クルリ）

往時里見氏の盛强にあたり、久留里浦田山に築きて地方を鎭す、德川氏の時、天正十八年、大須賀五郎左衛門忠正、久留里城を賜り入部、慶長五年遠州へ轉し、同七年土屋民部少輔忠直に賜り、傳へて孫頼直に至り、延寶七年除封、即廢城、寛保三年、黑田大和守直純上州沼田城より轉封し、久留里城を再修す、封三萬石筑前福岡藩の分家とす、大政維新に至り終に廢す。○町村志云、久留里の城山は西に大手門有り、南に怒田門有り、西南に搦手門有り、以て出入を通す、又北六町許を隔てゝ別郭有り、安住と稱す、以て攻守に便す、安住は延寶八年酒井忠清陣屋を置き、望陀、市原二郡中の領地二萬石を管せしが、寛延二年廢す、黑田直純再興のとき別郭と爲す。

（浦田）

國志云、久留里城は浦田山と稱す、市場町の南に有り、○久留里記に曰く、昔相馬將門天女の靈窟に在りて三子を生む、實下總に據り頼くや、內里を遷して浦田山を卜し城を築き、其季子賴種をして之に居らしむ、天女の故を以て北辰を祀り城の鎭神となし、浦田を改めて久留里と稱す、今の妙見祠是なり、其築城にあたり、しばしば雨ふる、故に又雨城と云ふ、後原田秀國之に居る、曾軍秀郷の裔なり、其子八郎秀光、遠江國へ移ると、[illegible]年中に及び眞里谷三河守信道、其族遠江守をして之に居らしむ、其子武重、和泉守と稱す、武重賢將を生む、勝將監と稱す、里見義堯と戰ひ之に降る、里見記、刑部少輔義堯の築く所、畔蒜郡浦田城と云ふも、久留里に外ならず、又里見家譜、實堯永正五年より久留里城代となり、遂に之に據ると、則義堯以前にも里見氏の府城たること知るべし、妙見祠は細田山と號し、僧徒之を祭りしが、今改めて久留里神社と爲す。

房總軍記には、里見刑部少輔義堯、大永二年上總望陀郡の浦田山に築き、久留里城と云ふと載す、管窺武鑑には「刑部大夫義堯の代には武藏一入道暦にして、本國安房の儀不及申、上總下總迄切取、武藏相模の内も少々手に屬、上總の久留利在城也、二代義弘は佐貫へ移る」云々、また、天正七年里見家にて、[illegible]山氏を攻る、近所なればクルリの城代兩人、山木彈正、秋元勘解由相備して攻寄る、云々。

關八州古戰錄云、天文廿三年十一月、北條氏康の下知を受て、北條左衛門大輔綱成、上總國久留里領浦田の城へ押寄、向郭に着陣して、日夜、晝夜、萬喜邊に陣を取敷く、里見家には萬喜の土岐彈正少弼賴定（後入道臺崖）里見の直臣久太郎時綱（後大膳亮に改む）眞里谷の忍阜美作守、湯名の山本左京亮、二宮の須田將監、洲西の茂木與茂九郎、市原の忍丹後守等、四千餘騎、大手搦手の手

酣して一戰に及ぶ、南方の人數澤渡川を渡り、大門口へ懸り來るを、正木久太郎に渡し合、追つ捲つ三度の迫り合終て、正木等敗北し、獅子山崎に引入、是を里見家にて營下崩れと云、かくる日南方勢打負く、田倉の深田を乘越て、右往左往に逃行。

怒田(マタ)　今久留里町の大字にして、浦田に接したり、眞勝寺文書、應永二十六年寺領安堵狀に「上總國畔蒜庄內龜山郷、并沼田村」とある沼田は怒田に同じかるべし、怒田に金剛寺大日堂あり、靈泉の奇あり。

向郷(ムカヒガウ)　今久留里町の管內なれど、栗坪(クリツボ)、愛宕、大和田、富田などと共に小櫃川の西邊なれば、浦田市場とは水を隔てたり。

古戰錄云、明る天文廿四年三月朔日にも、北條綱成二千餘騎にて久留里へ押寄り、向ひの郷、島原に屯を張、川を渡して相戰ひ、小田原勢の敗れて引退く所を、冬木丹波守追討して切りかけ、久留里勢鯨波を得て、田倉道二三里が間逃る敵を追懸しに、向ひの郷、栗坪村の地頭岡田豐後守、小豆交りの强飯を支度し、諸兵を城にて饗ける。

(栗坪)

愛宕山(アタゴ)　久留里の西峰にして、形勢嶮難なり、周准郡秋元への往來は此山間に由る。一書に、萬葉集上總國歌の望陀嶺を以て、此山に擬せり、其實疑ふべし。

宇麻具多の嶺呂のささはの露霜のぬれて我來なば汝は戀ふばぞも。

小河郷　和名抄、畔蒜郡小河郷、訓乎加波。今詳ならず、久留里の東なる大谷(オホヤ)村に小川の名ありと云へばそこ歟。地形を見るに、大谷、川谷、吉野等、今久留里へ合併すれど、別に一溪を占めて、小川の郷と云へるも無理ならずおもはる。久留里より市原郡田淵、夷隅郡大多喜へ行かんには川谷を經由す。

(川谷)

美々郷(ミミ)　和名抄、畔蒜郡美々郷の今詳ならず、或書に諸國列記の次序を、南より北へ序すと見れば、美々郷は後の龜山郷にあたり、以下小河、甘木、新田、椅原、三衆とつづく。されど椅原、三衆の如き、殆ど擬定の路に苦めば、いまだ定說と爲すべからず。又美々を高山寺本美日とあり、村岡氏は美多にあらずやと云はれたり。

龜山(カメヤマ)　久留里の南方、清澄山に至る山谷の汎稱にして、龜山郷といへり、今松丘(マツヲカ)、龜山の二村に分つ。圓覺寺建武四年文書に、上總國畔蒜南庄內、龜山郷は寺領に寄進せられし由見ゆ、是なり。同寺文書、弘安六年注進にも、

龜山郷分　米九十九石五斗
　二十五石　一年中臨時供米
　四石　撥□等食料
　六十八貫五百文　龜山郷

千本(センボン)　今小坂、大戸等と相合せ松丘村と改む、久留里の南二里、千本を近世廣岡と改めしことあり、今は大字には廣岡と呼び、里見氏の古城址あり。

古戰錄云、天正六年の五月、房州の里見左馬頭義弘、上總國浦田の城にて病死せらる、依て遺言有て、嫡子刑部大輔義賴に[illegible]安房一國、上總國內半分を與へられ、房州館山に在城有べきの旨也、次男梅王丸(義弘實子)へは上總國を與へられ、[illegible]すべきとなり、扨て下總の國の內半分は[illegible]田と定られ、三國に散在の家人二隊に分れて、奉公すべき由合せられ、[illegible]

(廣岡)

去處に、幽なる居宅をしつらひ、是へ移されける、去れば梅王丸へ附屬有し上總國士等も思を離へ、久留里、千本の兩所を根城とし、一揆所々に蜂起す、然共加藤伊賀守□心し、各剪を還俗せしめ、里見讃岐守義成と改號させ、所領配分一萬石と聞えけり。

小坂(ヲサカ)　又大坂に作り、今松丘村の大字とす。地理志料云、小坂有岩室山岩田寺、寺記曰、天平十三年創、後千葉常胤移建于久留里、堂殿傾壞、延文中地震、堂宇壞頽、應永初菅原□□修、寺以郷爲名者、和名抄、望陀郡□田郷也。

藏玉(タマクラ)　今四方木、草河原、釜生、瀧原、折木澤、川俣、笹、香木原(カウキハラ)等、小櫃川の水源なる山谷中を合せて龜山村と云ふ。廣岡より藏玉に至る三里、藏玉より四方木に至る三里、四方木は清澄山の山背に居る

國志云、龜山郷は近世幕府の時にあたり、武州河越藩の領土たり、仍て龜山領と稱す、郷中瀧原(タキハラ)村は小櫃川の上流に係れり、溪泉奔湍、下りて深潭となる、或は傳ふ、上世大龜ありて潭中に棲む、是れ龜山の稱由て起る處なりと、管轄六十四村あり、其地方たる北は久留里城に迫り、西は周准郡に接し、東は夷隅郡に連り、南は房州清澄山下に至る、山谷深遠にして、草木暢茂し、居里幽僻なり、其產する所の物、木材薪炭等にして、其民俗も亦質樸なり。

(瀧原)

管窺武鑑云、天正七年、上總國龜山城主木吉三郎兵衛北條へ心を通し、[illegible]之間、義弘公の軍勢を率ひ、岡本大藏頭丸、[illegible]へ打越、龜城主を相催し攻有、終に木吉を左京引組て首を取、依之龜山の城破却也。

草河原(クサカハラ)　今龜山村の大字とす。國志云、草河原山、奇巖怪石、[illegible]觀音像、巨巖聳峙、有石穿[illegible]其際[illegible]斷崖千尺、有露佛石像[illegible]富士山[illegible]

釜生(カマノ) 今龜山村の大字[illegible]（國志云、釜生山泉流寺大聖院は當村にあり、不動明王の塑像を置く、堂下溪流に倚る、靈湯あり、不動其中より出現すと云ふ、又里見義實上總に入るや、此地を過ぎて其戰捷を祈る、還るに及び、田十八石を寄せ之に報賽すといふ）按、釜生山は近年不動尊正體は倭武尊なりとの説出で、改祀して龜山神社と爲す、是非未詳と雖、佛を毀ち神を興すは、近時の流俗にして、亦大勢なり。されば或は佛地を冒して神地と爲すあらん乎、其實は又神佛混淆を免るゝ能はざる者のみ。〇町村志云、黄和田畑(キワダハタ)村の七里川は小櫃川の上流にして、川中常に往來となり、兩岸絶壁闕門の如し、湯瀧温泉、一に和蒲泉と名く、硫氣鼻を撲つ、傍に浴舍二棟有り、温めて後之に浴す。

（黄和田畑）

香木原(カウキハラ) 座岡より笹村を經て香木原に至り、小町峠〈長野田山〉を踰ゆれば、房州長狹郡小町へ至るべし。笹(ササ)の東南に三石山(ミツイシ)あり、大石峨々として天に倚り、雄麗の稱あり。

（笹）

市原郡

市原郡(イチハラ)

君津郡の北東に隣り、西上總に屬するを以て其東は夷隅、長生（長柄埴生）山邊の諸郡と關陸相屬す。水系を以て言へば、養老谷と稱へられ、房總界なる清澄山に發する一溪、養老川を以て主要とす。今面積二十四方里、人口七萬、四町十七村、八幡町に治す、〔本篇は夷隅郡旦谷の老川村を本郡の末に係けたり〕

市原は和名抄伊知波良と註し、六郷に分つ、其舊域は大凡山田、國谷以北の地なり、「陽成紀元慶七年、市原郡俘囚四十餘人叛亂、盜取官物」とあり、俘囚安置の地、後世知らず）中代には市東、市西の分郡ありて、市西(シサイ)最も廣く、五郷に涉れり。近代の初めに當り、海保、佐是等、海上郡の諸村里を合し、養老谷は皆市原郡に歸入す、近世撿地高五萬四千石。

（市西郡）

承和十五年紀、上總俘囚丸子廻毛等叛亂、發兵斬獲其黨類五十七人」、貞觀十二年紀、官符、令上總國教喩夷俘曰、折取夷種、散居中國、縱有盜賊、令其防禦、而今有聞、彼國夷俘等、挾野心未染華風、或行火燒民屋、或持兵掠財物、凡群盜之徒、自此而起、今不禁遏、如後害何、宜勤加提撕、改其賊心、若有革面向皇化者、殊加優恤、習其性、背吏教者、追入奥地、莫使麁獷之罹、侵菜良之民」、十七年紀、上總國飛驛言、俘囚叛亂燒官寺、殺略良民、敕發三國兵各三百人、討之」元慶七年紀、上總國言、市原郡俘囚四十餘人叛亂、盜取官物、殺略人民、發諸郡兵千人、令其追討、延喜式、上總國俘囚料二萬五千束。

海上郡(ウナカミ)

中世分れて海北、海南に分ち、又海北を海保に作り、或は眞野郡の稱あり、海南には佐是郡の稱あり、共に濫私に出づ。近世江戸幕府の郡號復古あるも、海上は之れに與らず、其舊域は全く市原郡に入りたり。

海上は和名抄、八郷に分ち、宇奈加美と註す、上古には上菟上國(カミツウナカミ)と云ひ、國造あり、下總の下海上國に對して上といふと云ふ。國造本紀「上海上(カミツウナカミ)國造、志賀高穴穗朝御世、天穗日命八世孫、忍化多比命定賜」古事記に「天菩日命之子、建比良鳥命、上菟上國造、下菟上國造之祖也」とあるに合ふ。〇中世分郡の事は、萬葉由覺抄に「海上郡、今云海北(ウイホク)、海南郡也」とあるに著し、眞野、佐是の事は、下に其名を特擧す。大略、海北郡とは養老川以西、馬立（今戸田村）以北、今富、今津、姉崎に涉り、海南郡とは佐是（今[illegible]只南・養老川の[illegible]、[illegible]）るに似たり。

（上菟上國）

（海北郡）

海上潟(ウナカミ) 萬葉に入りたる古名所なり、菟上の海潟を指したるならんが、下總にも同名の潟あり、皆江海に臨めて、上菟上、下菟上いづれと分き難し、されど上總國歌とあれば此に掲げたり。

なつそびく宇奈加美我多のおきつすに舟はとゞめむさふけにけり、〔萬葉卷十四、上總國歌〕

夏麻引海上潟の與津洲に鳥はすだけど君は音もせず、〔萬葉卷七〕

堀河後百首には、海上山とよみ「夏そびく海上山の椎柴にかし鳥なきつ夕あさりして」とあり、海潟の景を山林に轉換したるにすぎざるべし。

馬野郷(ムマノ) 和名抄、海上郡馬野郷、[illegible]（今姉崎町即是なり、望陀郡界に臨み、其西方は海潟に至る。中世海北、海南の分郡ありし際には、海北の分域なるが、又眞野(マノ)郡の異稱あり。眞野は馬野の訛にして即海北の地に同しかるべし。鶴岡文書、建武二年十月、三浦介高繼寄附狀に「上總國眞野郡、椎津郷内田地」云々、椎津は鶴牧の舊名なり。又近世椎津の邊に飯富庄の號を負はせ、望陀郡の管内と爲したることもありと云ふ、郡界の移動は、時々これありしを想ふべし。

（眞野郡）

大前(オホサキ) 延喜式に見ゆる驛名にして、市原郡の上總府より、安房府に至る次第を記し、大前、藤潴、島穴、天羽とあるにて、大前は海上郡に在るを斷定すべく、且海上郡中に亭舍の形勢に合へる地を求むれば、姉崎、鶴牧村に外ならねば、假に此に係く。先哲或は本郡に島穴あるを以て、式驛の島穴に誤引し、大前を望陀郡に係くる者あれど、今從はず。

椎津(シヒツ) 今姉崎に合せたり、不入斗(イリヤマズ)、深城(フカシロ)、片又木等の小部落を併入す。海濱に居り、西房總街道之に當

す、眞野郡椎津村といふこと、建武中の古簡に見ゆ。町村志云、椎津南町の行傳寺は日蓮宗を奉し、椎津城主[illegible]父太郎の創建とつたふ、眞里谷武田氏の事蹟、城址は村の東に接し、丘陵たり、其最高の所七丈餘、西南に海灣を望む、今開拓して畑となり、稲荷、淺間の二小祠を存す、蓋本丸の址ならむ、明應以前に眞里谷氏の築く所にして、里見軍記、北條五代記に見ゆ。○國志云、椎津城址は山阜に倚り、甚嶮ならず、其往昔を考ふるに、山間海に通り、澎湃を以て外隍となすものに似たり、後世郭内を墾開して道路となす、里見記に、天文七年、里見義堯鴻の臺に敗るゝの後、上總の所領多く北條氏の有と爲る、廿一年、里見義弘、眞里谷信政と平ならず、遂に兵を發して椎津城を攻めて之を拔く、信政自殺して遺臣[illegible]ろ、義弘兵を留めて還ると、酒井家記を按ずるに曰く、永祿七年、里見義弘國府臺に敗るゝや、武州岩槻城主太田美濃守三樂齋と倶に、椎津城に入ると、當時眞里谷信政猶里見氏に屬し、後叛くものゝ乎、維新の士人曰く、近時鶴牧陣屋修理の際、近傍の山腹を堀りて、鎗刀數十條を獲たりと、蓋眞里谷氏の遺物乎。

姉崎（アチガサキ）

今姉崎町と云ふ、人口四千五百、椎津の北に接し五井へ二里、木更津へ四里、文政十年、水野氏、房州北條陣屋を轉して此に移され、修築して鶴牧といふ、封一万五千石、明治改革に至れり。

（鶴牧）

姉崎妙經寺は日蓮宗、西上總五寺の一にして、寛正元年僧日曉の開く所とし、寺寶に正中の文書に、[illegible]と銘する者あり。〔上總國志、地理志料〕

姉埼神社（アチガサキ） 式内海上郡の官社にて、東鑑、寛元元年姉前社と云ふにあたる、今姉崎驛の東山に在し、近世社を成して、風神級長戸邊命を祭ると云ふも、明徴なし。國志云、父老相傳ふ、上古姉埼神の夫君遠遊歸らず、女神これを待ち憾憂多し、故に社樹に松を植うるを忌み、今に至るまで、土人毎春正月三日、松枝を門に掛てず、且松樹を植ゑず、蓋國音松待通ずればなり、即末の[illegible]子を祭る所と、末社名の事万葉に見ゆるも、確據なきに似たり、本社は驛を去る南方十町許、石階を登る事數百級、而も宮貌邃然として、百仞の老杉鬱蒼として森立す、四顧一根の松樹を見ず、實に故ある哉、神領朱印二十六石あり。○吾妻鏡云、寛元元年、鶴岡八幡宮寄進、上總國前[illegible]首任入道跡、[illegible]治承、[illegible]。

今津（イマヅ）

今[illegible]山、青柳、松崎、白塚等と相合せ、千種村といふ、姉崎の北に接して、海濱に居る瘠田あり。朝山は又廊山に作り、今津と村落相雑りて、今津朝山と並稱せられ、久吉郷といふ、久吉は吾妻鏡、寛元二年の條に見ゆ。

（朝山）

町村志云、今津朝山は久吉郷と稱し、[illegible]

（久吉）

[illegible]將軍の塚といふ、稍墳狀を成す、其中多く礫を埋むと、今古塚を營ます、故に一名[illegible]と云ふ、[illegible]して墳上に登るものにて、[illegible]の時、天日[illegible]によるなりと、毎歳十二月初酉の日を以て例祭となす、里俗酉のマチと稱す、近郷屈指の祭事なり。○按に、今津を今千種（チクサ）村と改稱するは、舊名千種の濱を此なりと傳ふるが故なり、天羽郡小久保の濱にも同名をつたふ。

[illegible]ちくさの浦の浜風に吹は色々の濱によせくる、　夫木　[illegible]

（千種）

此に千種浦と云ふは、万葉の海上潟（ウナカミガタ）におなじ。又道興准后回國紀行に據るに、下總國猿島郡[illegible]をたち出て、「野山を[illegible]過ぎて、浦近くながめやりけるに、遠景限りなく見えければ、感興にたえず、和漢兩篇口に任せ侍る、

客旅[illegible]、江山四時[illegible]故人[illegible]、[illegible]外、落日天邊[illegible]、

からろおす船をなとつこゑを浪にあげて落ちくる[illegible]雁がね、

上總國千種の濱といへる所にて、色貝を拾ひて、

野路つゞくちぐさの濱のうつせ貝うみさへ秋の色に出でけり、

櫻井の濱といへる所にて、さくら貝を拾ふとて」云々とあるは、千種の濱、正に今津にあたり、今津より櫻井へ東南に去る凡六里。○天正十八年、細川幽齋東國陣道記云、上總國、[illegible]陣中[illegible]青葉に付、[illegible]行、六月廿二日、

松によしはちぐさの濱やあきの波。

島穴郷（シマアナ）

和名抄、海上郡嶋穴郷[illegible]、延喜式、[illegible]に海上郡島（シマ）穴社と[illegible]に據り、[illegible]すべくし。後世島野に傳り、[illegible]郷は[illegible]村、[illegible]北[illegible]、養老川に至る間とす。

島穴神社（シマアナ） 今姉崎の北一里、[illegible]村の島野（シマノ）に在り、式内海上郡の官社なり。○房總志料云、[illegible]島につづける島野村に明神の社あり、森の側の田の中に塚ありて、塚の上に松一株あり、其松の下に穴あり、是れ式に所載の島穴社にて、上總五社の一なり。○國志云、島野村の水田中に一小島あり、[illegible]穴あり、常に[illegible]として風を出だす、郷名の由りて起る所也

（島野）

二十五里（ツイヒヂ） 今島野、野毛、[illegible]等と相合せ、東海村と改む。[illegible]イヒヂに二十五里の文字を假借せること、最異とすべし、又ツユヒヂとも唱へ、[illegible]地の義あり、村里の左右に沼澤を見る。○國志云、二十五里村、父老相傳ふ、往昔此地東[illegible]寺[illegible]く所の[illegible]、[illegible]異を現す、鎌倉公[illegible]之を崇敬し、月次に燒香使を此の寺に遣る、蓋

此地鎌倉を距る事二十五里、故に村に名つくと、按に郡中[illegible]より、鎌倉に至る古隣十四里許、（今郡中十六町）養古道を以て（六町一里）三十五里を算ずれば、[illegible]今の道四里六町に満たず、然れば鎌倉の距離、有餘不足、里程に前せず、倘且雛實を顧はず云々、浮屠に古今の通說、固より信ずるに足らず、村名も亦古俗の[illegible]傳ふる乎

海保（カイホ）　島野、二十五里の南にして、今富の西に隣り、今東海村の大字とす、海北の訛にして、中世には海保郡の稱ありしも、此地を本として、馬野郷、福貢郷等を立たることし。

（海保郡）天正十九年海保村妙經寺[illegible]、文祿三年、今日村永[illegible]寺に海保郡と記し、上高根村日田神社、寛文十一年の木札を抄し海保庄と稱す、是に由て之れを觀れば、養老川の以南を海上郡と併せしなり、而して大坪村も當時養老川の以南なりしか、元亨三年の木札、海保庄と記せり、然れば海上郡の令、廣しく[illegible]蓋寛文以前にありて、市原郡に合併せられしなり

町村誌云、海保村の海保城址は、字公[illegible]に在り、高丘に位し、丘上平坦、大約五千坪、西北木村を直下に瞰、遠海を去る一里、東南は深淵、西南は山林にして、大手址の如し、東部遍照院の傍丘、土中巨石を露出す、人工を以て埋めしものに似たり、然れども其名稱を傳へず、而して字八幡台とも御腹台と稱する所に古墳あり、凡高七尺圓形にて、老樹鬱蒼す、里人傳へて、[illegible]の墳といひ、或は上古上海上國造此に居る、即嫡流の墳なりといふ、大塚は俵谷塚とも呼び、老松數十株之に生ず、登れば眺望に富めり、塚の頂方十八間。

今富（イマトミ）　今小折（コナリ）、引田、分目（ブンメ）、神代、宮原等を合せ、海上（ウナカミ）村と改稱す、海保の東にして、養老川其東北二面を圍繞す、五井、嶋崎と駢立の一邑なり。

（小折）小折は郡の訛にして、古郡家の地とす、神代（カフロ）は陽成紀、元慶元年長佐の富國神代神の所在なり、今富の東南五町許に其祠在て、古道を宮畷といふ

（神代）**宮原**（ミヤバラ）　地理志料云、宮原有御所山、[illegible]、[illegible]足利義氏居此、稱宮原御所、今在指箇小字、以竹莫嶺、其裔宮原氏、住江戸、稱、班高家、[illegible]東照宮實紀云、關東にて名門吉良の、時世かはりて淪落せしものども、あまたる召し出され扶持あり、宮原[illegible]左衛門義照といふは、古河[illegible]晴氏が孫、左馬頭[illegible]が子にて、上總宮原に住せしをも召し出され、采地千石下され、のちに高家に列す。〇八州古戰錄云、故足利左兵衛督晴氏の遺孫、賢壽王丸は上杉の遺跡を讓り受け、兵部大輔[illegible]と號したりしが、君臣一和せざるまゝ、憲當[illegible]、[illegible]く思はれしにや、享祿四年、故憲房の實の息男四郎憲政、今年九歲たりしに家督を渡し、其身は里見刑部大輔義堯に合體して、上總國南原郡宮原へ退隱し、本姓に復して足利左馬頭晴直と改稱し、消息を[illegible]、餘生を送らる。

福貢郷　和名抄、海上郡福貢郷、訓布久郎。（今詳ならず、島穴郷の東なる今富、小折の邊に古郷名を缺き、原書々福貢、島穴と次第せば、そこにあらずや、養老川其東北を限り、南丘南を襲き、地勢袋に似たり。

倉橋郷（クラハシ）　和名抄、海上郡倉橋郷、訓久良波之。〇今詳ならず、原書に倉橋、福貢と次第すれば、もしくは其南隣にして、今の戸田村にやあらん

馬立　今風戸、高根、柏[illegible]等を合せて、戸田村と改稱す、今富の東南にして、佐是に近接す、東は養老川に至り、南は望陀郡に至る[illegible]タテに馬立の二字を宛當するは馬子立の中略か、國志云、風土村日光寺觀音像は土佛なり、馬立村に一穴あり、口窄く內濶し、數席を展ふべし、蓋上古の居穴なり、往年一龕を其中に得たり。（地理志料云、馬立村巖穴、有炊竈及土床、蓋穴居之址也し、[illegible]、[illegible]より[illegible]上[illegible]、[illegible]に係る、牛久へ一里

（風戸）

養老川（ヤウロウ）　市原郡[illegible]上[illegible]にして、[illegible]に發すること、小櫃川（望陀郡）に同し、北流して田淵、高滝、牛久等ふ經、其以下には西北に傾き、五井町に至り海に注き、遂に海に入る、長二十里、一名島宿川（ウシク）。

（島宿川）國志云、市原郡は其北境の地、[illegible]、[illegible]高滝[illegible]及び平蔵、[illegible]より沿海の地、五井、[illegible]に至まで、凡養老川に沿ふの地を指して、養老の谷と云ふ、養老谷山水を挾む處を[illegible]ひて、[illegible]と云ふ、是れ[illegible]の意なる乎。〇房總志料、市原に[illegible]の[illegible]と云ひ、[illegible]とは左右に山を圍むをいふ、指す所廣し云々。

海部郷　和名抄、市原郡海部郷、[illegible]。〇今市西村五井町並びに市原村の[illegible]にあたり、大[illegible]有木より五井まで、養老川の沿邊、海に至る[illegible]なるべし、有木を[illegible]村と云ふは古名の遺れるなり。

有木（アリキ）　今[illegible]、大坪、相川等を合せ市西村と云ふ、中世の市西郡の內なれば也、五井町の東南一里半。

町村誌云、有木城址は[illegible]字有木に在り、本城、中城、城の下、場の內、塀のへた等の名稱を存す、二階堂[illegible]之に居り、當時蟻木城と稱す、天文[illegible]の頃の事とす、[illegible]の下に在り、高一丈余、下[illegible]にして花崗石を以て[illegible]、[illegible]なりしならん、[illegible]寛政[illegible]云、天正[illegible]年蟻木[illegible]、[illegible]は、北條よりの計策に入り、里見家へ背し、[illegible]、[illegible]城主

（海士　蟻木）

武士（タケシ）　三浦下野守成員、大將として攻寄、落城也。

今市西村へ入り、有木の東南に在り、或は竹子に作る、其[illegible]は太高からす、[illegible]、[illegible]目標とせらる、國土の古神[illegible]に陽成紀、元慶八年授[illegible]富國建市神（タケイチ）とぞ。されば建市を武士に訛れるにてタケチとは高地の

（建市）

義にや、此なるは其地勢に取れる名目にして、古姉氏に由れるにはあらざるべく、大和國の高市ももと同義歟。

惣社（ソウジャ）　今市原村へ合せらるれど、和名抄市原郷の分内にあらずして、海上郡の中なりけん、地勢を見て之を推斷す、有木と五井の中間に居り、五井の東南三十町許、惣社明神の小祠は、村中國分寺の少西に僅に存す。

今昔物語に、今は昔、陸奧守として、平維叙と云者有けり、貞盛朝臣の子也、任國に始て下て神拜と云事すとて、國の内の所々の社に參り行きけるに、云々、神拜のこと猶袋草子、更級日記、其外の書にも多く載せ、東鑑、文治二年五月、神社佛寺興行事、二品日來思食立由、且所被申京都也、且於東海道者、仰守護人等、被注其國總社并國分寺破壞、及尼寺顚倒事等、是重被經奏聞、隨事體爲被加修造也、云々、惣社とは府中の神拜所なり。

國府址（コフ）　今詳ならず、或は郡本を以て府址の遺跡と云ひ、又能滿村に廢墟ありと云ふも、いまだ確據と爲し難し、大略諸州府の遺址、惣社と相倚り、府中に就きて惣社を置くを常例とす。此にも惣社の名の遺存するは、蓋府址探究の指針と謂ふべし、房總志料に惣社は國府の址なりと云へるは非なり。○和名抄、上總國府、在市原郡、行程上三十日、下十五日、延喜式、上總國、大、遠國、管十一郡。

菅原孝標、寛仁元年上總介に補し、國府へ下向、四年の任終て、治安元年九月歸京す、更級日記に、其子孝標女の隨行したる由見え、其記中あり、十三になる歳、のぼらんとて、九月三日、門出して、いまたちと云所に移る、年頃遊びつる所を、あらはに毀ち散して、立騒ぎて、日の入際の、最凄く、霧渡たるに、車に乘とて、打見遣たれば、人間には參りつゝ、額をつきし藥師佛の立給へるを、見捨奉る、悲しくて人知れず打泣かれぬ、門出したる所は、めぐりなどもなくて、假初の茅屋の蔀などもなし、葦かけ幕など引たり、南は遙に野の方を見やる、東（東の下脱字あるべし）西は海近くて、最面白うをかしければ、朝いなどもせず、かたがた見つゝ、此を立なん事も、哀れに悲しきに、同十五日に、境を出て、云々、[illegible]は十五日の夜、下總の池田、十六日池田逗留、十七日には川を渡りて、黒戸の濱に泊る、千葉郡濱田邊を指す。

[illegible]記云、貞盛[illegible]にて上總國府に[illegible]給ふ、千葉介、上總介等[illegible]、常陸國に[illegible]千餘騎に、急ぎ[illegible]（長門本作[illegible]）と云所に行向て、[illegible]、兵衛佐を[illegible]し、下總國府に入奉て、由々數罷し奉る。○吾妻鏡云、[illegible]、上總國在廳等、有參[illegible]事、是[illegible]北面[illegible]、[illegible]國守、[illegible]、其從者入部國務之間、於事背先規、致非法、在[illegible]之旨[illegible]、又國衙[illegible]下民[illegible]、云云。

國分寺（コクブンジ）　今惣社村に在り、[illegible]、[illegible]に因ふ、[illegible]年、平將門追討の時、其坊舍[illegible]に擬し、官軍[illegible]に兵營に擬り灰燼となる、其後僅に道營し、元祿年中、僧[illegible]心を再建に盡し、正德六年冬、漸くにして成る、今の殿堂是なり、按ずるに、現今の堂宇は、[illegible]三町餘の中央に在り、其地概して寺跡と云へり、[illegible]、[illegible]中に[illegible]没し、又古寺の遺石、[illegible]に存す（[illegible]志）[illegible]云、惣社村有[illegible]分寺、[illegible]、[illegible]東、[illegible]日記[illegible]引、[illegible]大きには[illegible]、[illegible]、[illegible]云[illegible]分寺なり。

加茂（カモ）　今市原村の大字にして、[illegible]、[illegible]。

根田　[illegible]あり、[illegible]、加茂に[illegible]、[illegible]。

西廣（サイヒロ）　今市原村の大字にして、國府の東に隣る、治和紀、（廣前）貞觀十年、上總國前廣神、補代神並次に授位の事見え、其前廣は卽後世西廣に訛れる者とす、古祠亦存す、古社傳は西方院と稱したり。

五井（ゴヰ）　今五井町と稱し、人口七千、養老川の河門、北岸の斥鹵に居る、千葉へ四里、鹵中に鹽田あり、舊（五位）位、又五位にも作れり。

町村誌云、五井陣屋址は字柳前に在り、大約方一町、平坦にして今田圃たり、享保十一年、有馬氏爲、此地に於て一萬石を領し、陣屋を置く、天保十三年廢す、（下野吹上へ轉封す、彼條を參考）五井舊は市街の西北方、養老川の末流に在り、兩側は斥鹵にして、海面に斗出すること二十餘町、沙上矮松茂生す、而して年々洲嘴變して丘阜となり、矮松從て生し、又此の如くにして漸次增殖す。○維新史料云、閏四月六日、官軍姉ヶ崎に宿陣仕候處、賊兵五井宿へ凡來候由付、官兵八幡宿より南の方山手間道へ向進出し、一戰の上、賊徒散亂、太子堂の營を燒て、走る、官軍直樣養老川を押渡り、追討候處、賊兵足早に退返候（[illegible]船橋八幡の戰報、江戸に達するや督官道に[illegible]兵をして赴き援けしむ、此時東軍五井町に據て戰備を修む、閏四月七日、薩長の兵進み、五井川の要害を奪ひ、遂に姉ヶ崎に守へず、東軍四方に散亡す、八日、薩長の兵は木更津に、備前の兵は眞里谷に進みし、復撒兵を見ず、是に於て官軍皆引き還れり）

君塚（キミヅカ）　今五井町へ合併し、八幡宿との間なり、國志に、五井驛に君塚あり、[illegible]、公子塚、[illegible]の遺跡とつたふ、古墳に擬して、[illegible]あり、[illegible]を祭ると云したり、○地理志料云、君塚、[illegible]、治承四年、源頼朝從安房入下總、千葉常胤迎謁于此。

市原郷（イチハラ）　和名抄、市原郡市原郷、今市原村の北部にて、大字市原、[illegible]、門前、郡本等の邊なるべし、國府の地にして、西南は海上郷、北は江田郷、菊

郡本（コホリモト）　今市原村へ合す、宮部の北半里、五井の東半里許、實録に、正中元年寶書に本木鄕と云ふ。

町村志云、郡本村八幡神社本地佛の銅鐘、上總國府中、國總、□□日代、日蓮彈正觀光、寛永九年六月□□す、釋迦院寄附狀等中に載す、而して今能滿村の中、西宮、東宮等の地、道路平直、部落整齊す、舊市址の地にして、市原、門前、郡本の諸村、當時市井を設けし所ならん、今西宮の北に町條、字城山に、四面土壘を繞らし、面積凡六千坪の地有り、里老府廳の址なりと云ふ、然れども其形跡に就て想考するに、此は中古群雄割據の頃、武人の據りし所のみ。○國志云、今市原郡に郡本村あり、郡本の名國衙より出づるに似たり、又按に本郡に總社村あり、近時土人地に掘て古瓦を得るものあり、之を檢するに、紋理土質、殆千年の古物なり、恐くは是れ國府、或は國分寺の瓦なる歟。○今按、郡本、又水木に作るを見れば、コホリの地にして、コフ(國府)にはあらず。又能滿を以て府中と説く者あれど、總社村にも其説あり、此南地東西相去る僅に一里。

藤井（フヂヰ）　今市原村の小字にて、郡本の南に隣る。○地理志料云、藤井有古墳、崇九尺、周三十歩、見石槨、疑國司之墓耶。○藤井の南、山田橋の稻荷臺にも古墳あり、高一丈二尺、周回二十五間。○町村志

江田鄕（エダ）　和名抄、市原郡江田鄕、訓衣多。○今詳ならず、○□、古名所に枝濱（エダハマ）と云ひ、且市原郡の北なる八幡町の郡名を缺くを思へば、其地なるべし。國志に、並世內田郷に江子田村あり、江田は江子田にやと、町村志に、古江村あり名江田郷なりとあれど、今皆採らず

（濱枝）ちりにける花□□□の□きに枝の濱邊を來て見つるかな、（懐中抄）

萬葉記にも「佐貫□たの濱」と云へるは、天羽郡の佐貫にも同名ありしならん

源平盛衰記に「兵衛佐すでに上總國府へ着給、（中略）千葉介常胤、三千餘騎にて、貴宮杉浦（長門本作季浦）と云所に行向て、轡て兵衛佐を相具し、下總國府に入奉て、由々敷覺し奉る」この杉浦、もしくは枝浦の誤寫にや、此邊なる村塚には、常胤が其君頼朝を迎へ奉れりとも傳ふ。

八幡（ヤハタ）　今八幡町と云ひ、御所（ゴショ）村を合し、人口四千餘、五井町の東北一里、相望みて一海濱に在り。其北界村田川は、下總千葉郡との境界とす。

町村志云、八幡町は西房總の驛路にあたり、又海濱汽船日々寄航の津頭とす、千葉東胤墓は無量寺境內に在り、石塔三基並列す、東胤は滿胤の庶長子にして、胤直の伯父なり、馬加殿と稱す、康正二年、胤直の子實胤等と此に戰ひ、遂に死す、蓋一基は東胤、二基は從士の墓ならん。

飯香岡八幡宮（イヒカヲカハチマン）　八幡町に在り、舊神領百五十石、俗祝二十餘家ありて之に奉仕し、國の大祀たりき。又六所御影八幡と稱す、蓋中世國府の治世にあたり置く所にして、諸州皆此類あり、由來記に、昔依庄八幡宮と云ふは、疑ふべし、但古老の傳に、昔は石塚村と云ひ、驛東を背壤とするとぞ。

空華日工集云、總社八幡、寄教徒宗心、來問心地法門及五家七宗等事、余曰、心不可說、惟自悟則不待人、心日當改教寺、而爲禪院、且号改宗而爲禪衣、余曰不必易服改寺、惟心自悟而已。

御所（ゴショ）　今八幡町の大字とす、名義を詳にせず、一書に、正慶年中足利尊氏、下總小弓より移り此に居る、乃御所と稱し、又八幡院公方と稱するとぞ、疑ふべし。○房總志料云、社家樣（ヤカタ）生實御所義明は、□□持氏の裔なり、此社家樣、御殿を上總の八幡に建て、八幡院の號もありしと　里見代々記「三浦義明、□□、□□、八幡に□□を立て、社家樣と申し、南□の公方、□□□□□三中五六年過て、若君誕生ありて、三浦□□□□よりとある□□□、是□云方□□

村田川（ムラタ）　市東村に發し、西北流、西村を貫き、三□に出で、八幡町の西北に至り、海へ入る、此川は長さ□里許、□□□など、其下流は□□の□界□□市原、千葉を分てり、或は云ふ、往昔は濱野村も當國當郡の管內なりしが、後世河道界□□移り、濱野は今く下總千葉郡へ入り、村田川を以て相分つと、菊間村の地勢を以て之を推すも、村田川の下游は本來兩岸共に當國當郡管たりしごとし。

菊麻鄕（クゝマ）　和名抄、市原郡菊麻鄕、□本葉廣に作るは非なり、□調久々萬、○今菊間村存す、八幡町の東にして、村田川の南邊に注れり、現千葉郡の生實、椎名の二村も舊域內に似たり、房總治亂記に、菊間郷といへり。

菊麻は古國の一なり、國造本紀に、菊麻（クゝマ）國造、志賀高穴穂朝御代、無邪志國造兄多毛比命兒、大鹿國直□□と載す、其舊域は中古の市原郡に當じ□るべし

（菊麻國）

菊間（キクマ）　今菊間村と云ひ、八幡町の東南□□□　町村志云、菊間村の北端、平親王山に古碑あり、三層にして高五尺許、應安第五壬子三月三日と刻す、其他磨滅して讀む可からず、里俗に曰ふ、碑は平將門の墓なりと、國志云、菊間に將門の墳と稱するものあり、其由來知る可からず恐くは後人誤り傳ふるもの乎、近く明治二年、水野出羽侯駿の沼津より此地に移封し、菊間藩と稱す、未だ□ならずして廢せり、菊間の古市場を高島（タカシマ）と云ひ、千葉一門の高島氏之が領主たりと云ふも、時代系統知れず、

（高島）

草刈（クサカリ）　若宮八幡あり、舊社領二十石　今菊間村へ合す、町村志云、古□村合國地、古部

邊の方より發する野水（村田川の上游と知るべし）を草刈に堰し、水量を二分し、其西方に灘るを菊間村及び八幡宿の耕地二百十餘町歩、北方に流通するを千葉郡の耕地數百町歩の灌漑に供す、元和八年之を疏鑿す、其水利本州第一なり。

房總治亂記云、天正十三年五月、千葉邦胤の小姓桑田萬五、配膳の過ち有事爾の、千葉大に叱す、其後萬五は千葉が寢所へ忍入て、二刀刺て逐電す、仍追手を遣し、菊間臺にて追付、草苅村にて討殺す、千葉は色々療治しけれども、不叶して同七月五日死去す、予息幼稚なるによりて、北條氏政、氏直の下知にて、其後千葉城は小田原より持つ。

濕津郷（ウルヒツ）　和名抄、市原郡濕津郷、訓宇留比豆。今濕津村及び市東村是なり、菊麻、市原兩郷の東にして、村田川の發源にあたり、岡陵起伏して、下總千葉郡、東上總の長柄、山邊二郡に連接す。

潤井戸（ウルヰド）　今濕津村と改め、小田部、番場、諏口等を併入す。五井町の東三里半、千葉濱野より菊間、潤井戸を經て長南、大多喜に達する徑路あり、濱野へ二里、長柄山へ二里。

町村志云、潤井戸陣屋は村の西に在り、方三町許の地、今畑にして殿山、或は陣屋と稱す、永井信濃守尚政、元和五年本州に於て一萬石を加へられ、陣屋を此に築く、寛永二年下總國古河城に移り、此陣屋廢す、村は小市街を爲し、幕府の頃驛場たり、明治年間に至り廢す、近年驛外の礦泉を開き、牛宿を爲すものあり

市東（シトー）（金剛地）　中世分郡の遺名にして、昔濕津郷にあたる、近世に至るも、濕井戸の東に市東七村の名あり、今同地村、今同地貞享元年の碑に市東郡と刻す（同村志）今濕津、今富地、東海吉、古都邊等を合同して市東村と爲す（市東の字、俗間或は志藤につくれる者あり、正徳二年木宮寺鐘銘に志藤庄金剛寺）鶴岡文書、延慶四年八月、三浦若狹守時明、上總國市東郡内、年貢用途九十貫文寄進のこと見えたり）（町村志云、天正中、高田直時、市東の地を有し、小田原北條氏に屬す、今市東村に大字高田（タカダ）あり、

永吉（ナガヨシ）（高田）（古都邊）（奈良）　國志云、市東七村、永吉に寺門山あり、又一貧刹の什器に享中鑄る所の銅鉦を藏す、又側に平原あり、近時里民地を掘て數石槨を出だす　何人の古塚たるを知らず、古都邊村（房總志料に古部邊（コベ）に作る）は蓁蓁寂寞の地、石像盧舍那佛を置く、長六尺有餘の立像にて、風燥雨湿、苔蘚全躰を蝕し、梵石の面に勒して曰く「元慶二年所建、其後再三修造」云々（町村志云、奈良村大佛堂石像、承平元年辛卯云々と刻す

上總國志、大森氏譜注本云、千葉系圖一本に、平常門は初め上總國人見（ヒトミ）山に居り、又菊間臺に築くと、今永吉村のコンノヤ臺是也、後長柄郡上野へ移る、故に常門を上野次郎と字す、後又下總相馬郡に移れるなり、されど其上總に在るの日に、嘗て謀叛の事ありしにあらず。

山田郷（ヤマダ）　和名抄、市原郡山田郷、訓夜萬多。今養老村に大字山田あり、されば濕津郷の南にして、養老川の右岸に傍ひ、文祿三年水帳に、市西郡山田村と載せ、市西郡の境界にあたり、佐是郡と相隣れり、佐是は即海南郡なり

磯谷（イソガヤ）（横須）　今山田、土宇、横挾（ヨコハサマ）、川在等と相合し、養老村と云ふ、房總志料云、磯谷の寶樂寺八幡宮は、社領五十石なりと、緣起あるべし、町村志云、磯谷寶樂寺は近年廢す、天台宗にて、石原に在りき、横挾は文祿三年山田村檢地帳に、「ハサマ」「横挾」とあるにあたる。

佐世郷（サセ）　和名抄、海上郡佐世郷（○本書佐三は佐世の誤とす、今村岡氏に據り之を訂す。即明治村にあたり、大字佐是存す。凡海上郡佐世、稲庭、大野、山田四郷の地は、養老川上游の峡谷にあたり、中世には海南（カイナン）郡と云ひ、又佐是（サセ）郡と唱へたり、即佐世郷以南の總稱たり。（海南郡）（佐是郡）

地理志料云、海上郡佐三、訓國、按高山寺本、三作世、蓋世字之譌、當讀云沙制、出雲又有佐世郷、其土宜烏草樹因名、詳見其注、考國造本紀、本郡及伊甚、安房國造、皆系自出雲宿禰、其族居佐世者、來貫於此、遂移其本土名者乎、與東瀛郡條宜參考、常陸國田氏文治二年文書、「上總佐是郡、矢田、池和田兩村地頭、」當時呼郡南方曰佐是郡、其名亙養老川東也。

佐是（サセ）（皆吉）（本免）　今牛久、皆吉、妙香（ミャウカウ）、本免（ホンメン）等と相合し、明治村と改む（○佐是は養老川の右岸にして、牛久驛と水を隔つ）佐是の南に皆吉（ミナヨシ）あり、東に某、仁治二年の後に皆吉郷と云ふはここなるべし。國志云、皆吉村に一梵刹あり、蓬萊山稱寺と號す、山頂寶塔は稱寺の制なり、稱寺中、二天像を置く、各長八尺許、一點古緒の痕なし、木理露出して、而も纖密織るが如く、彫刻古朴と雖、面貌、衣褶、手足魁梧の状、庸工の能する處にあらざるなり。町村志云、本免は天正十九年檢打帳に、佐是郡本免郷と記す。

牛久（ウシク）（鳥宿）　今明治村と改め、小驛市を成す、養老川の右岸にして、或は鳥宿（ウシク）につくり。五井町へ五里、木更津より長南、茂原に通ずる道路にあたる、横田へ四里、長南へ三里半。

國志云、鳥宿は今牛久に作る、其地市街を爲し、四通の所とす、東海岸を距ること四里餘、東南勝浦谷に至る二里餘、大田喜に至る四里半、按に、牛久市街に萬佐瀬村の屬地、其拓街は今を去ること三百餘年、里見氏の末世に係れりと（牛久の字田中に、近時古墳を發き、刀劍を得たりと、又牛久の北なる妙香にも、宮谷、石塚の二墳、

あり）

内田（ウチダ）　牛久の東南なり、近世内田郷、沼田庄と云ひ、十餘村に渉りしが、今米澤、江子田(エゴタ)、宿村等を合せて内田村と爲す。按に、東鑑寛元三年の條、當國新田庄米澤村とあるは此にやと想はるるも、新田の庄名を傳へず、疑ふべし。（米澤）

今津藏人次郎實成申、上總國新田庄内、米澤村名主職事、以[illegible]物狀、讓中子細、文曆御下知、[illegible]相違之旨、[illegible]及改沙汰之由、被仰下、云云

龍溪寺（リュウケイジ）　今内田村大字石川(イシカハ)に在り、[illegible]にして、寺域三万四千坪ありと、町村志云、大永元年、益芝明周和尚開く、境地高層にして、鶴舞村に接す、諸西城主林氏等、龍溪寺境内にあり。（石川）

鶴舞（ツルマヒ）　今鶴舞町と云ひ、池和田、矢田、田尾(タビ)等を合せ、人口三千餘、寥々たる山村なり。○按に、鶴舞の地もと石川村に屬し、桐木臺(キリノキダイ)と稱したり、地生、長柄の二郡界に臨み、高原起伏して、民居稀疎たり、明治己巳年、遠州濱松城主井上氏封を本郡に移すに及んで、城地を此に卜し、鶴舞と稱す、後幾ならず廢藩となれるも、其士民の舘舍は撤せず、今尚一區の市街をなす、牛久の東南一里半。（桐木臺）

矢田（ヤダ）　今鶴舞町の大字とす、眞里谷妙泉寺の梵鐘銘に「上總州佐是郡、矢田郷、十二所權現、八幡宮、長祿三年己卯九月」と鐫す、又當州桐田文書、延元元年のものに、上總國佐是郡矢田郷、四至境、見于本證文、但郷内除平瀧、小山田村除之。

池和田（イケワダ）　今鶴舞町へ合す、桐木臺の西にして、田尾川は此に來り養老川へ入る。○關八州古戰錄云、永祿六年の北上總國小尾津庄池の和田城は、里見義弘の家臣多賀越後守在居せしが、當春國府臺にて命を殞し、其子藏人右兵衛尉兄弟、相方ら[illegible]劇の者にて、近郷へ打出て、北條家狗の持なりし妨ー[illegible]、根木を[illegible]挿り、皆々を攻めすの由、南方へ相聞えしかば、氏政一萬餘騎を率ひ、浦賀の港より發船して、上總國へ渚渡り陣を取しき、十月廿日、氏政大将見に出て、見分せらるる處に、西北南の方は深田にして、馬踏及び難く、東の方の高山をかたとり、尾根を掘切て要害とす、氏政下知を加へ、人夫數百人を以て、民家を毀ち、[illegible]の堀切の埋草とし、山上より矢炮を飛ばせ、塀柵を引破りて、攻落す。町村志云、池和田の古城は丘陵に倚り、田尾川其下を流る、初め和田太郎正治の居城たりしと、龍溪寺大永元年八月寺開山書によれば、多賀氏既に之に居る、里見軍記に曰ふ、永祿七年、北條氏康父子、多賀藏人を池和田に攻めて之を取る、時に一首を落書す「正木にて結ひたる桶の多賀されて水も溜らぬ池の和田かな」正木時忠、大田の城に在りて之を聞き、出て、[illegible]藏人等と上總山に戰ひ、氏康[illegible]津に赴き、山角上野介の留守するを見、是に於て攻めて之を復す、又一首を落書す「正木にて結ひたる桶の多賀強く水もらさぬ池の和田かな」北條氏又之を攻む、藏人能く防ぎ城下らざる事百餘日、會[illegible]中に[illegible]者あり火を放つ、藏人弟兵衛大夫と力戰して之に死す、城遂に陷る。國志云、里見軍記に上總國小尾津莊池和田城は、義弘の家臣多賀越中守在住と載せ、鎌倉志に永祿九年、多賀越前守、其子藏人兩人北條勢に攻められ、城陷ることを述べたり、此地に天台宗光明寺あり、音信山と稱すれど、古に謂ふ所の音信山にあらず、而も寺は永觀元年、僧覺運の開基とつたふ。

田尾川（タビ）　鶴舞町の南、平藏村の山中に發し、田尾（今鶴舞町の大字とす）を經、池和田に至り、養老川へ入る、長三里。

町村志、近年池和田村に水揚機を布置し、田尾川の水を掲ぐ、天地凡六丈、車輪を運轉して、南に水を瀉り之を登揚する者とす、灌漑の田、凡五十町。

平藏（ヒラクラ）　今の平三村は[illegible]と云ひ、[illegible]たり、夷隅郡に[illegible]、近き山中を[illegible]、凡[illegible]、[illegible]を經て、大多喜まで三里餘、[illegible]山と號する高峯あり。

米原（コメハラ）　今平三村の大字とし、[illegible]、寺内に[illegible]、種來山大通寺と云ふ、[illegible]有り、寺領二十石、寺内に[illegible]、[illegible]を傳ふ、[illegible]恐らくは[illegible]、[illegible]に「鷲[illegible]、其[illegible]有[illegible]」と、[illegible]ともいふ、[illegible]にて有るべし。町村志云、長頼山大通寺は、古心禪師開基の曹洞禪林なり、年代不詳、寛永六年、[illegible]氏[illegible]を寄附し、徳川氏に至り、寺田二十石。

稻庭郷（イナバ）　和名抄、望陀郡の[illegible]、今[illegible]ならず、或は飯沼（今東海村）に當る說あれど、[illegible]の形跡[illegible]にあらず、他に[illegible]の地名も聞かず、而も佐[illegible]の南なる内田、池和田、平藏の邊、山溪別區を爲し、當に一郷を要す、そこの古名にあらずや。

大野郷（オホノ）　和名抄、海上郡大野郷（今高瀧村に大字駒込(コマゴメ)あり、古牧の遺號に似たり、延喜式、上總國大野牧の名を致すれば、恐らくは此山中を大野と云へるならん、又和名抄に佐世、稻庭、大野、山田と列記せるも、地の遠近を次序したるやと想はるれば、暫く之に從ふ。（駒込）

高瀧（タキ）　今加茂(カモ)、本郷、駒込、山口、不入、大和田等を合して高瀧村と云ふ、高瀧神社は即加茂の神なり、牛久驛の南一里半、養老川の峡谷にあたる。〇高瀧とは舊庄名にて、廣く養老川の上游を總ぶ。國志云、加茂大神は當郡十石あり、[illegible]、是れ三代實錄、貞觀十年、當國高瀧神とある者なり、相傳ふ、上古は粟久村の高瀧に鎮座したるを、[illegible]加茂村に移したりと、大和田の光嚴寺（眞言宗）は其供僧院たりし（加茂）

が、近年分離す。〇房總志料云、砂石集に、上總國高瀧の庄官の物語を載すれば、最古名なり、今の平井の賀茂神は、高瀧より移せるならん。

音信山（オトヅレ） 今高瀧村大字山口（天王市場とも呼ばる）の西嶺にして、望陀郡に涉る。夫木集、當國の名所として音信山とあげたり、（大野牧址と疑はるる駒込に、音信山の下とす）

ほととぎす尋ねきたれば今こそは音づれ山のかひになくなり。

（萬田野）國志云、古の音信山は、本郡山口村より、望陀郡眞里谷に踰ゆる山嶺にして、其高峰を土人茅積塚（カヤツミバ）と稱し、其西南に連亙する高原を市野、又萬田野（マンダ）と云ふ。

吉澤（キチサハ） 今古敷谷（コシキヤ）、小谷田（コヤダ）、新井等と合せ、富山村と改む、高瀧村の南とす。（町村志に、吉澤の邊を後世江田鄕とも云へば、和名抄、市原郡江田鄕の遺名なりとあれど、採り難し。又安保塚の說あれど、上總太守阿保親王に附會すべからず。（古敷谷）

田淵（タブチ） 今飯給、德氏（トクウジ）、萬田野等と相合せて里見村と改す。高瀧の南二里、往古より大多喜へ通過する山徑は、田淵を經由す、大多喜へ三里。

（琵琶首）琵琶首（ビハクビ）館址は田淵村字白尾に在り、西は山嶺を負ひ、地勢狹隘、東南北三方は養老川を繞らし、形狀琵琶に似たり、安房賢記、天正六年五月、里見義弘卒するに先だち、所領を義賴及び實子梅王丸に分つ、義賴悅ばず、梅王丸を延命寺に召し、追ひて剃髮し仕壽と號せしめ、二十貫の資料を給し、其母及び妹を此に幽す、此に於て上總の諸臣兵を擧ぐ、然れども梅王丸既に房州にあり、已むを得ず兵をおさむ、後梅王丸還俗し里見讃岐守義成と稱し一萬石を領す、時既に母子國外に死す、故に義成寺を此に創建し、滿藏寺と號し、住僧を以て其墓を守らしめしならむ、後寺は養老川に流沒せらる、明治八年、滿藏寺を廢して本覺院に合併す。〔町村志〕

飯給（イタブ） 今里見村の大字とす。〇國志云、加茂と田淵の間に飯給村あり、イタブと訓み、御嶽白山權現社あり、其書緣起に曰く、里農等履次飯を大友皇子に供す、因て此地を飯給村と名づけらると、村に一祠あり、古木森々として、不通峯白山大權現と號す、祀る所大友皇子の王妃三の宮、曰く黃神の宮、曰く親子の宮、曰く醉の宮、白田中に林藪あり、之を安房森と稱し、皇子の臣安房に納言の墓蹟なりと。町村志云、給飯村最寄山嶺高寺、享德四年、僧大岩存高開基、眞里谷城主武田恕鑑、遺蹟、曹洞宗、江戸幕府寄田十九石。

大久保（オホクボ） 今田淵の南方なる大久保、朝生原（アサフハラ）、戸面（トヅラ）等を合同し、白鳥（シラトリ）村と稱し、市原郡の南隈とす、されど養老川は其南方に發源して北下す。（大久保の西嶺を大福山（一名胃山）と云ひ、標高凡九百九十尺、上に白鳥明神の社あり、山中に溫泉多し）

山田鄕（ヤマダ） 和名抄、海上郡山田鄕、〔今詳ならず、養老川の源頭なる田代邊にやとも思はる、田代は[illegible]て山田と語意相通す。〕

（筒森）**田代**（タシロ） 田代、粟又七村は今夷隅郡に屬し、老川村と改む、清澄山の背にあたり、昔東とも呼ばれたり、山溪の形狀より稱號すといふ、市原郡、古代上總一の貢內たること勿論にして、加茂の高瀧神は、即此地より現境へ轉せしめたりと云ひ、山東市原の隅なるが、後世夷隅へ入りたるなり。田代の西に筒森山（ツツモリ）、石尊山あり、清澄山の北に連亙する支脈にして、林樹茂密たり、筒森は古林の名世に聞ゆ。

夷隅郡

夷隅郡（イスミ） 東上總（ヒガシカヅサ）の南隅にして、安房及び市原郡に接し、北は長生郡なり、其東南の二面は海洋に至る。全郡山野廣く、殊に南方の岸崖高峻にして、崖際より起り、溪流は皆北向す。今面積二十五方里、人口十萬、四町十九村、大多喜に治す。

（東上總）本管、夷隅現管の老川（オイカハ）（田代、粟又）を市原郡へ移し、長生郡現管の大東瑞澤（妙樂寺大上）を長生郡へ移し、長生郡現管の大東村を本郡の下に係けたり。

（夷灊郡）夷隅はもと夷灊（イシミ）に作る、延喜式、三代實錄等に見ゆる如し、和名抄、夷灊、伊志美と註し、六鄕に分つ。〔後世、安房長狹郡の置津鄕を併す〕上古の伊甚（イジム）國なり。

國造本紀云、伊甚國造、志賀高穴穗朝（成務）御世、安房國造伊許保止命孫、伊己侶止直定賜國造。又云、豐■造、伊甚國造同祖。

（伊甚國）（伊自牟）古事記云、天菩比命之子、建比良鳥命、〔此上國造、伊自牟國造等之祖也〕（〇安閑紀云、膳臣大麿、奉勅求珠伊甚、伊甚國造詣京遲晩、踰時不進、膳臣大怒、收縛國造等、推問所由、國造稚子直等、恐懼逃匿後宮內寢、兼坐闌入罪、當科重、專獻伊甚屯倉、請贖闌入之罪、因定伊甚屯倉、今分郡屬上總國。〕〇按、伊甚の珠とは眞珠なるべし、延喜式、珠は貢せざれど、上總國貢物の中に[illegible]を錄し、今に[illegible]は伊甚の[illegible]て伊甚と又伊甚屯倉の事、他に考ふる所なし、今町名の小倉[illegible]を、屯倉址と說く者あり、小倉に想ひ合せたるならんか、明證を缺く。

中世、伊北、伊南の稱あり、今郡の事[illegible]、夷伊古來通用す。

東[illegible]「文治四年三月、上總國伊隅庄、金剛門院領也」とある隅は隅の誤なるべし、又之を[illegible]と云ふも妨げなし。伊北は東[illegible]に見し、後世或は伊保に作る、義經記にイホウイナンと記し、盛衰記に[illegible]の北、伊の南」とあ

る者是也、而して東鑑治承四年十月の條に「上總國伊北庄司常仲、伊西彌介常景男」とあるを見れば、伊西の分郡もありしが、されど伊北、伊南は後世まで土俗にも其名を傳ふれども、伊西の名を唱ふることなし。〔寛永正保圖に夷隅に作り、寛文中一旦舊字に復せしも、〕知見、國郡沿革考〔元祿圖以下、又夷隅に作り、今も之に仍る、拾貫高は六万七千石と稱したり〕

仁德紀に、將軍田道、擊蝦夷、則爲蝦夷所敗、以死于伊峙水門云々、とあり此伊峙は夷隅なるべしと註したり。後人專ら之に因りて説を成し、勝浦、串濱を以て田道戰歿の地とす。因て將軍戰歿の後、風塵異を見たり、故に斯る説と相ふし、されど伊峙伊自牟は語相近きも已に異なり、且夷隅は郡中と雖、僻南にして夷隅川の上古にあらず、之を伊自牟の水門と云ふは、僻說必せり。又當時の蝦夷の要衝、邊疆の形勢を考ふるに、道奥の地にも伊具、信夫の如き、成務朝に國造を置かれたり、蝦夷の古住は名取、宮城の北たること疑なし、縱令夷兵境を侵して南進し來りとするも、豈上總に至らんや。殊に夷隅は海隅にして、行軍往來の要衝にあらず、伊峙水門を以て此地に擬するは、無稽の說を免れず。

置津鄉

和名抄、安房國長狹郡置津鄉、訓乎木都（に）高山寺本は置津を錄せずして、日置の下に於支豆と註す、乎は於の誤なるか辨識すべし。此置津今安房に屬せずして、上總夷隅郡に入りて、興津の名存す。興津の西、小湊（內浦）との間に、海山の面目、左右其觀を異にし、自然の分界は眞に此間に存す。而もと一帶連續の地なれば、往時割きて安房の屬域に入れしこともありし也。

興津

今大澤、行川、守谷、鵜原等と相合せ、清海村と改む、本郡の南西極にして、安房の小湊、內浦と清岸相並びて其東に隣る。

上總國誌云（安川氏）興津は灣中賈船を泊すべし、其灣中に小島あり、白石峨峨、銀釜に類す、其南絶壁天を排し下に巨竇あり、入て之を覗れば、方六尺、長四十丈許、竇を出れば則巖崖周匝、唯東西を開き、遙に孤島を見る純白玲瓏として、玉塔の湧き出づる如し、是より以東、濱行川を過ぎ、大澤村より、西市坂を踰れば、則房總の國界にして、乃小湊誕生寺境內と、谷を以て界となす、本國東南の地勢此に極まれり。

妙覺寺

興津に在り、相傳ふ、文永元年甲子十月、興津領主佐久間重貞、僧日蓮に歸依し、釋迦堂を轉じて道場と爲さしめ、遂に本寺を建立し、其子長壽丸をして之が徒弟たらしめ、日保と稱す、叔父竹壽丸亦徒弟となり、日家と稱す、日保は日家をして小湊誕生寺二世たるも承繼せしめ、此二僧は共に宗門十八中老僧の員に數へらると、近世は寺領二十五石を安堵し、維新後收めらる、もと獨立他寺の管する所にあらざりしが、明治七年、身延山の管下に屬す、境內山を負ひ、灣に面し、老樹蒼々として景致あり。上總町村志、〇總房總志料云、興津浦は妙覺寺の持分にて、門前百姓十九軒、諸國の船來り掛れば、一艘につき金一朱、米二升、五斗とて五百石以下の舟は一艘錢二百文つゝ納めたり。

濱行川（方滑）

今清海村の大字にして、慶長□年繩打帳、濱川之村と記す、後濱行川と云ふ、興津の西半里を隔てたり。〇水路志云、行川村は內浦（小湊）を距る東北東二浬半にありて、勝浦の西方約一浬半とす、小船の出入多し、漁夫は時々此に來閣を架し、是より不動自光燈を顯す、其高潮面上約二百呎、并近傍の海岸は礁脈羅布す。

鵜原

興津の東に守谷、鵜原の二漁村あり、今皆清海村へ入る、海中に岩礁起伏す、鳥明神と稱へらる。

植野（上野）（市坂）

今上野村と云ふ、興津の北一里、夷隅川の下流、大多喜へ五里。〇上總國誌云、[illegible]内浦へ二里、[illegible]市坂、[illegible]下根、山脈交[illegible]南走、[illegible]其東右、亦一[illegible]也、

[illegible]道[illegible]、[illegible]下[illegible]、

[illegible]

上野は又[illegible]名によれる、慶長中の古[illegible]、市坂は總房の割界にあたり、[illegible]小[illegible]の[illegible]、[illegible]川亦此に[illegible]し、北東に[illegible]、[illegible]の[illegible]、今[illegible]に[illegible]く、亦一奇とすべし。町村志、慶長二年繩打帳、上野鄉[illegible]、又下[illegible]、[illegible]元年[illegible]、[illegible]、慶長六年[illegible]

餘戸鄉

和名抄、夷隅郡餘戸鄉。今[illegible]ならず、諸郷の[illegible]、及び[illegible]は[illegible]と、其國音相通ふを想へば、勝浦、御宿など、[illegible]の漁村を指せるならん、即置津鄉の東隣なり。

勝浦

今勝浦町といひ、人口六千、松部、串濱等をも合す、興津の東一里半、其港灣は南に口を開き、東濱に於て一名港に數へらる。

國誌云、勝浦の地、[illegible]、[illegible]北[illegible]居す、[illegible]一[illegible]たり、其東南に方り、一岬[illegible]に突出す、[illegible]絕、其[illegible]大石平敷、延[illegible]數十丈、町村志云、勝浦城址は八幡岬の頂上に在り、相傳ふ、[illegible]元年辛酉、正木右近太夫賴忠(?)從築し、子孫之に據ると、天文三年、眞里谷朝信、大多喜城に據る、本城又其兵の守る所となる、十三年八月、正木氏に復し、時忠之に居る、永祿五年、時忠一宮城に移り、時勝之に代る、天正十八年廢城す、弘化三年、領主武藏國岩槻城主大岡忠恕、砲臺を岬上に築き、常に警兵を置き、以て海防に備へしが、維新後之を徹す、其址今尙存す。〔房總漁業志云、勝浦小島頭也、正木氏所築、後大岡侯治焉、〕[illegible]有遠見岬砲

社、邑鎮也〔房總志料〕傳云、祀天富命、合天日鷲命裔勝占忠部須志祭之、子孫相續居此、因名、〔本社傳記〕千葉縣神社調書〕同說有勝浦郡、〔倭名抄〕勝占忠部本貫、後從天富命而東行者。〔古今[illegible]、安房[illegible]宮本[illegible]、國八里古戰録云、天正丁亥[illegible]、正木左近大夫正[illegible]、[illegible]人と戰ひ、安房の國西[illegible]谷と云所に[illegible]ける[illegible]り、房總の間に散在せる[illegible]以下を[illegible]し、兵船に取乘、常陸鹿島の濱へ押渡り[illegible]共を[illegible]捕へ、米穀財寶を無數に奪ひ取て、上總の國へ漕戻り、勝浦の城に丸を衛門助百七十騎にて守り居たるを、同百餘人にて俄に押寄せ、[illegible]一擧に壞を[illegible]取、[illegible]に[illegible]を勝道に作る〕

勝浦灣 水路志云、勝浦灣は太平洋岸に在りて、[illegible]良岸と松島灣との間に於て、東風を遮斷し得るものは、獨此港のみ但し、受[illegible]、地[illegible]、且灣の中心に近く、岩礁、水深二尋、あるを以て、[illegible]に[illegible]す、故に[illegible]の假泊處に過ぎず、[illegible]ヶ鼻と澤首沙濱との間は、總て險崖なり、[illegible]岩陵より、此[illegible]崖の最北端とす、灣の中心にある岩礁に向て伸出す、[illegible]は岩陵の間に碇泊すべし、其街南は澤首沙濱に東端にあり、八幡埼とは[illegible]灣の東[illegible]をなせる狹長の險崖角にして、角上數座の圓錐形山あり。○明治二年正月、[illegible]藩兵を載せたる[illegible]、八幡埼に破船、百九十六人の溺死あり、此兵は箱館へ向け出帆したるものなりしとぞ、其顯れたる暗礁を鬼が瀬と名つく。

串濱 [illegible]濱に[illegible]、[illegible]の沙濱の名なるが、特に勝浦市巷の西北を、大字串濱と稱す。〇町村志云、串濱は東北西の三方丘陵を負ひ、又西は勝浦市街を俯瞰す、天正十八年、植村土佐守泰忠、三千石を賜うて、此地に陣屋を構造、子孫増封ありて萬石に及ぶ、寶曆元年、[illegible]より[illegible]收められ、[illegible]廢絶に歸す

松部 今勝浦町へ入るも、相去る半里許、灣の西岸に在り國志云、松部村、其濱を雜魚浦と云ふ、灣中南端四五隻を容る可し、松部に接し守谷村あり、木[illegible]東南の海岸乾鰮魚、此地を以て最上品となす

川津 今澤倉、[illegible]宮、[illegible]と合して[illegible]村と云ふ、勝浦の東[illegible]、[illegible]洋に對せる漁家なり、其[illegible]北に[illegible]、岩和田に通ず[illegible]。○町村志云、川津村の[illegible]、[illegible]鼕の南に在り、凡方一里餘の所、巖角海底に亂立して暗礁を[illegible]、[illegible]の[illegible]、其數[illegible]、[illegible]も恐[illegible]、一に鬼が瀬と云ふ、[illegible]本[illegible]の[illegible]所なり。

松野 今中倉、杉戶、芳賀、南野、[illegible]戶等村合せて[illegible]野村と云ふ、勝浦の北なる山中にして、又上野より大多喜に至る[illegible]にあたる、大多喜三里、勝浦二里、上野二里。

國誌云、松野驛の近傍に中倉村あり、[illegible]岸溫泉あり、土人之を桶中に汲みて、火を以て溫むれば、硫黃氣あり、之に浴すれば、[illegible]、打撲症を治す、里人[illegible]の處を名つけて、湯場と云ふ。〇杉戶の邊を南[illegible]とも云へり

新戶 今[illegible]野村の大字とす、松野と勝浦の間にして、東北は布施村に連接す。

大戶 今三又、石神等と合せ總元村と改む、松野と大多喜の中間なり、三又の山神社に、石器を神寶とす、相隣りて石神の大字あり。〇國誌云、夷隅川南、岡阜絡繞處、[illegible]田中、[illegible]村、[illegible]大[illegible]八村之[illegible]、此地絶[illegible]石山、[illegible]、[illegible]石[illegible]、[illegible]土人[illegible]

（神石）

[illegible]、[illegible]石[illegible]、[illegible]由[illegible]

中野 今[illegible]村と改む、[illegible]とは[illegible]名にて、大多喜の[illegible]なる山中の[illegible]、中[illegible]の[illegible][illegible]村を合し、[illegible]せしむ、其[illegible]、養老川の深谷なる老川村（田代、栗又）とす。

（西畑）

國誌云、[illegible]澤倉[illegible]大多喜を去ること西南一里半許にあり、山谷[illegible]の間、一道の[illegible]あり、[illegible]を[illegible]て[illegible]岸千尺、其[illegible]、[illegible]穴[illegible]に一指を容る可し、然も滾々として迸出す、硫氣沸々として鼻を[illegible]、[illegible]の地一[illegible]、[illegible]も、[illegible]より[illegible]

白羽鄕 和名抄、夷灊郡白羽鄕。○今詳ならず、西畑[illegible]野の邊に、[illegible]名の[illegible]を[illegible]けば、或は此ならん、[illegible]、[illegible]の[illegible]北方に[illegible]せらる[illegible]、一書に羽田の倒寫にて、畑かといへり。

荒田鄕 和名抄、夷灊郡荒田鄕、〇今[illegible]多喜町、國吉[illegible]なるべし、[illegible]、古[illegible]荒田の義自見す。一書に新田野を以て荒田の遺號かといへど、大多喜、國吉の間に增田（眞砂田）作田、引田（低田）などいへる[illegible]、最[illegible]に合ふにあらずや。

大多喜 今大多喜町、人口[illegible]、夷隅川の[illegible]谷に[illegible]、東上總南方の大邑なれど、[illegible]の市[illegible]、千葉[illegible]へ十二里

[illegible]下、里見氏改[illegible]云、里見氏以元和紀元[illegible]、[illegible]房、[illegible]見[illegible]、[illegible]、予今[illegible]

遺民不復作重陽、　　蟠溪

（大瀧）

大多喜は古書大瀧、大田木、[illegible]等作用せらる、里見氏の時、[illegible]臣正木氏之に[illegible]、[illegible]、重

（忠勝）

臣本多中務大輔忠勝を[illegible]、[illegible]、元祿以來は大河內[illegible]、[illegible]萬石、[illegible]改[illegible]に[illegible]る。

千葉[illegible]、明治元年[illegible]、官軍[illegible]に下る、[illegible]の[illegible]、[illegible]官軍に[illegible]、[illegible]東[illegible]、[illegible]に入り、[illegible]背を[illegible]、官軍[illegible]

[illegible]等なくして、[illegible]て大[illegible]の賊を討せしむ、前[illegible]、[illegible]內[illegible]を降す、[illegible]て房總[illegible]。

(城古[illegible])
大田喜城址(オホタキ)　[illegible]云、[illegible]、所の伊北館也、[illegible]日[illegible]將軍[illegible]、大田木城を再興すと、[illegible]に當て、[illegible]と稱する者是なり、[illegible]の末、[illegible]後、本多忠勝の治たり、在城十有一年にして、封を[illegible]に移す、忠勝の次男出雲守忠朝、仍大田喜五萬石を食み、慶長十九年に至り、大阪陣に戰死す、[illegible]本多忠朝の墓は良玄寺に在す　町村誌云、大多喜城は文安、天文の頃、里見氏の將正木時茂始め彌九郎、後大膳亮と稱し之に居る、天文三年、武田[illegible]信の取る所となり、[illegible]ならず之を復し子[illegible]時[illegible]て本城を守る、天正八年、[illegible]時里見義頼に叛くや、正木[illegible]左[illegible]義頼[illegible]け、[illegible]時を[illegible]て功あり、之に移り又大膳亮と稱す。

大[illegible]の[illegible]日山[illegible]寺、[illegible]濟宗の古刹なり、其地を稱して[illegible]谷と云ふ、[illegible]山と光[illegible]、其[illegible]堂[illegible]、甚古[illegible]あり、[illegible]近世[illegible]に至て、壯麗却て古朽に[illegible]、殿內大多喜公八世の位牌を置く、又寺中正[illegible]の[illegible]刀を藏す、後に天正六年、正木大膳里見氏に叛く、[illegible]下[illegible]に刺さる、宗系此に絶す、里見義頼の次男彌九郎頼忠、大膳の後を襲ぎ正木と稱す、[illegible]十八年萬木城を攻むるの日、頼忠[illegible]の遺愛刀を[illegible]て、[illegible]の數[illegible]之に[illegible]すと云ひ、今寺の什[illegible]、[illegible]八州古戰錄云、上總國根小屋の城主、正木大膳時綱は、其比世上に隠れなき大力[illegible]、嫡子彈正左衞門も[illegible]て[illegible]の[illegible]たり[illegible]、[illegible]にて[illegible]、里見[illegible]の[illegible]彌九郎を[illegible]子とし、大膳[illegible]と更め、家督を讓れり。

(伊北)
伊保(イハウ)　國誌云、大多喜天王山に接し、山上坦地あり、之を稱して[illegible]の跡を存す、伊保館址とす、其人[illegible]伊保館と稱す、蓋伊保は伊北(イホク)に[illegible]しく、[illegible]北の[illegible]たり伊保館とは伊北庄司の宅址にや、伊北庄の事は、[illegible]治承四年の條に「千葉介常胤、[illegible]、[illegible]於上總國、追討伊北庄司常仲伴類、[illegible]之一[illegible]、建保三年の條に、「和田左衞門尉義盛、[illegible]在[illegible]北庄」、和田亂後勳功賞、伊北郡、平九郎右衞門尉、同[illegible]宗、藤內兵衞尉」、など見えたり、義經記にはイホクイナンと載す。町村誌云、伊北館址は今中川村大字引田(ヒキタ)の峯[illegible]ならん。

横山(ヨコヤマ)　今下大多喜、小土呂等と相合して、上瀧村と改む、大多喜町の北に隣す。○國誌云、大多喜町に接する横山村に、三明寺と稱する小刹あり、寺の東に御所畑と云ふ地あり、又塚之腰と云ふ地に古墳二堆あり、文化丁卯春土人其一墳を掘て、古劍一口、曲玉三箇、及び古瓦片若干を獲たり、其瓦面波紋刻あり、又同年秋、[illegible]等祠後の畠を堀て、[illegible]一口[illegible]一枚を得、[illegible]三尺許徑九寸許。

(光福寺)
大野(オホノ)　今行川、増田、引田等と相合せ中川村と改む、大多喜の東に隣接し、夷隅川の南北両岸にわたる。日蓮宗光福寺(クワウフクジ)あり、文明年中[illegible]日調開創、近世寺領三十五石、堂宇壯觀を呈し、里見氏正木氏の古簡をも襲藏すとぞ、行川妙泉寺も同宗にて、舊寺領四十貳石。

延喜式　上總國大野牧と云ふを載せ、此大野に今[illegible]駒込の地名を存するは、古牧の遺蹤かと[illegible]せらる、然れども海上郡にも大野郷ありて、今の市原郡駒込の邊は、其大野郷かと想はるれば、夷隅の大野を以て、式の官牧と爲すは如何、地形は両所とも明に牧畜に適することし。

國吉(クニヨシ)　今國吉町と云ひ、人口三千五百餘、[illegible]谷、築町(ツクマチ)、[illegible]正(イサワ)、國府臺、萬木等の大字に分つ、刈谷を驛市とし、大多喜の東二里、夷隅川の邊に在り。

國吉とはもと名田の[illegible]なるべし、延寶年中、[illegible]刈谷原に[illegible]を建て、之を刈谷(カリヤ)[illegible]と稱す、[illegible]、[illegible]めて市街を開く、國府臺は國府臺刈谷原の近地にして、山上に城跡あり、[illegible]、三階圖書助友忠之に居り、土岐氏(萬木[illegible])[illegible]、[illegible]將、三千町を領知せりと。○町村志云、刈谷[illegible]、國府臺は古[illegible]甚[illegible]、[illegible]に[illegible]り、此に[illegible]ありて、俗に小倉天王と呼ぶ。○房總[illegible]云、[illegible]、[illegible]、有[illegible]、土人稱瓶塚、上置虚空藏堂、即國造祇[illegible]、疑伊已侶比直[illegible]也、[illegible]上[illegible]、[illegible]、[illegible]也、地勢使之然耳。

(刈谷)

(國府臺)

伊甚古今の[illegible]、[illegible]の下に[illegible]べし、[illegible]、古代の[illegible]治とする[illegible]、恐らくは[illegible]の[illegible]にて、郡家の跡ならん、長柄郡の國府里、國府關も同例に出づ、下總[illegible]郡の國府臺と同じ[illegible]なり。

(彌正)
彌正村に、房總治[illegible]、里見軍記[illegible]に作る、里吉イヨマサと云ふ。〔町村志〕

(萬木)
萬喜(マンギ)　又萬木(マンギ)に作る、今國吉町の大字にして、[illegible]の東北半里、夷隅川の右岸に在り「戰國の頃、土岐氏此に居り里見氏に屬す、已にして北條氏に降り、[illegible]里見氏の[illegible]所と爲る。

國誌云、萬木城址に[illegible]寺あり、此城址は本富山と稱し、天正中土岐彌[illegible]之に居る、[illegible]房總治[illegible]記に、[illegible]、[illegible]見[illegible]時中の萬木[illegible]、[illegible]里見と[illegible]たりしに、下總國府臺一戰以後、北條氏に屬し、灘里見と相攻め、天正十[illegible]年、[illegible]子[illegible]く、十八年、[illegible]里見[illegible]に破られ、[illegible]と倶に、小[illegible]に[illegible]。

り去る。

野ゝ云、萬喜頼春は上總萬喜の城主なり、故を以て萬な萬喜と稱す、（實父相房（海雄寺碑銘頼元に作る、又房總記に鶯齋に作る）美濃土岐の族なり、來り里見義房に屬す、戰ある每に先鋒となり、彈正少弼と稱し、地方な蠶食し、城を夷隅郡萬喜に築きて茲に據る、父子三世、相傳へて近郡を侵掠し、武名稍々振る、領邑殆十萬石に充つ（里見代々記云、萬喜は先祖加子六郎にて、加子は足利の末孫なれば、根元里見足利一家也、里見義成は萬喜の息女を迎取奉り、御中淺からねば、若君誕生なされ候て、里見上總介義通公と申是なり）

千町（チマチ）　舊庄號なるが、今松丸（マツマル）、荻原（ノワラ）、能實、須賀谷等を合して、千町村と爲す、國吉の北に隣す。

國誌云、能實村大實寺は[illegible]林なり、寺傳に曰く、その創め夢窓國師此處に隱れ、退耕庵と號す、後大實寺と改むと、按に、夢窓[illegible]年譜に「元亨三癸亥正月、上總國千町莊に往き、退耕庵を創む」正中元甲子、退耕庵に在り、是に依て之を考ふるに、寺傳の云ふ所と合はず。（關八州古戰錄、房總軍記云、天正十七年四月、北條氏直、關八州の軍勢を相催す時、萬木城主土岐頼春も其催促に從ひ、家人[illegible]根、三階等に三百餘人を差添へ、名代と[illegible]して小田原に遣す、斯る所に、武田方相[illegible]しけるは、此城究竟の要害なれば、輙く落べからず、若鶴ヶ城、鶴ヶ城を押て、後を心易くして、當城を攻取べしとて、[illegible]見[illegible]守、一宮筆人を南城へ差向て、其後武田信[illegible]て、當城の向ひ、松の丸といふ所に陣を張る、其間僅に小川一ツを隔て、城既に危き所に、土岐が家人淺生主水之介、矢竹、高野より五百騎にて後詰して、敵の後を覆ければ、寄手は人數若干討れ、[illegible]、房總治亂記に、土岐の軍勢松丸、[illegible]谷、[illegible]まで追[illegible]に、[illegible]谷と[illegible]の境、日根坂にて廳南勢取て返し合戰云々）

（能實）（松丸）

岩熊（イハクマ）　今桑田、榎澤（エノサハ）等と合して、吉澤村と改む、松丸の東にして、舊千町庄内の地とす。○國誌云、岩熊村法興寺は天台宗の一古刹なり、寺寶鐘一箇あり、銘に曰「長祿五年辛巳、上總州千町莊、願主法興寺常學範」又勸進某あり、其時に曰く「敬白、勸進沙門[illegible]、「[illegible]十方檀那」上總國千町莊岩熊郷法興寺、不斷、通徒[illegible]左近太夫時直、[illegible]改鑄之矣、云々、[illegible]申九月吉日、右筆[illegible]村土佐（花押）按に、植村氏は、徳川氏[illegible]業の後、始めて勝浦を所領せし土佐入道なり、正木左近太夫時通に、當時勝浦城主なり、房總治亂記に曰、勝浦城主正木左近大夫、一宮城主正木大膳亮、大田木城主正木大膳と共に伯耳[illegible]たり、里見氏と戰敗し、清[illegible]山に匿れ、兇徒を晴[illegible]し、常陸鹿島を攻[illegible]し、尋で[illegible]攻下一宮の南城を略奪し、[illegible]里見氏と[illegible]ふ、云々、町村志云、法興寺鋼磬、銅[illegible]、共に銘識あり、[illegible]年甲申、[illegible]亂藤云々）

長狹郷（ナガサ）　和名抄、[illegible]郡長狹郷[illegible]今東吉にた字長志（ナガシ）存す、長志は長狹の[illegible]なるべし、されば[illegible]へもわたり、國吉の南方の一區を古の長狹郷とす。

長志は、今山田、新田野、[illegible]等と[illegible]合せ東（アヅマ）村と[illegible]刈谷[illegible]の[illegible]、[illegible]南より[illegible]り、長志を過ぎ、山田[illegible]を合せ、[illegible]云、新田野八幡宮の[illegible]、其一に[illegible]八幡宮、[illegible]文ありて、謂ゆる懸佛なり。〔總房總志料〕

（長志）（新田野）

布施（フセ）　今布施村といふ、長志の南にして、勝浦の東北三里なる山溪にあたる、古の夷南の大邑にして、上總介[illegible]常の遺[illegible]と[illegible]定せらる

[illegible]

（布施）

按に、東條より上總地方に至る、馬行二日程、是れ布施ならずして他なし、今本村中、山に背き流を帶ぶる坦處あり、周回三百歩許、[illegible]號[illegible]と稱す、此地一村を下瞰す可し、土人相傳へて殿臺と云ふ、是廣常の故址ならん、地を圍みて池沼あり、今埋まりて水田となる、東に面して坂あり、濶さ十餘歩、是れ其正門也乎、此邊總て堀内（ホリウチ）と字す、又側に[illegible]と曰ふあり、今民居となる、亦以て見る可し、其[illegible]寺に[illegible]す可きなしと雖、幸に地名を存するなり、俚說、景清の事蹟と[illegible]り傳ふるものは非乎、源平盛衰記に所謂、上總介景清、同忠景、是其名有て其[illegible]事に管せるに非ず、即揚名介と云ふ者のみ、朝郡豈其遺跡あるべけんや、又本村宿傍に老杉二株あり、共に大さ合抱す可し、二本杉と云ふ、田畝間に一基の小[illegible]塔あり、（石[illegible]三層）土人相傳へて景清塔となすも亦誤也、[illegible]これを考ふるに、[illegible]朝廣常が非命の死を悔い、其支族の連坐を宥め、且[illegible]をなして從[illegible]の追薦を修せしむ、[illegible]れは則當時建つる所の遺塚なる事、推して知る可きなり、村中[illegible]寺にも、[illegible]の石塔あり、或は曰く、當[illegible]より布施と[illegible]て此地を給ふ、故に布施の村名出づと。

房[illegible]云、上總介廣常が館地のこと、東鑑、[illegible]記、源平盛衰記等の書、其地名を漏しぬれば、世に顯れず、布施村に山を背にして、流を帶びたる坦處有り、周四五六町も有るべし、今之を[illegible]地となる、土人相傳へて殿臺といふ、是即廣常が故址なり、[illegible]地を周りて池沼の跡あり、今は埋て田となる、南の方は山[illegible]き[illegible]しく、[illegible]地の[illegible]に老樹[illegible]茂せるが、[illegible]相[illegible]し、[illegible]をなせるあり、又側に[illegible]小屋と云ふ所あり、今は[illegible]を[illegible]す、[illegible]臺を去る數十町にして、[illegible]田と云ふもあり、[illegible]布施村は三千石餘の地なり、今佛院十五寺あり、[illegible]常盛なりし此の古刹の殘れる者と

(伊南)

知るべし、古は台宰と[illegible]の二濱のみ廣べけれども、[illegible]數見、多くは日東、[illegible]等に轉したる者と見ゆ、又[illegible]村長志、山田、[illegible]野邊にも吉利を存し、貴[illegible]等の地字につこれ[illegible]などを見るべし

長[illegible]志云、上[illegible]、千葉長胤、系出常兼子常家、常家常上總介、常上[illegible]坂大夫、生常時、常時生常隆、常隆生常常、常上總介、因爲氏(尊卑分脈)廣常從源賴朝有功、後乃其所殺、(保暦間記)其族有伊北、伊南、[illegible]南、[illegible]北、周東、周西、印東、未內、潤野、大椎、[illegible]羽、角田、金田諸氏。(東[illegible]木本千葉系圖)

廬道郷(イホチ)

和名抄、夷灊郡廬道郷。○舊說廬は盧の誤なるべしと云ひ、イホリと訓めり、而も之を西畑の伊保田に引きあてしは從ひ難し。中魚落の郷名の現存するを見れば、イホチ、イオチに轉じ、中魚落南北の海村、即廬道郷の舊域なりと判知せらる。今の御宿村、浪花村、中魚落村、東海村にあたれる

御宿(オンジュク)

今御宿村と云ふ、布施村の南にして、[illegible]に居る[illegible]の東北二里、慶長年中夷船漂到したるは、即此濱なりと云ふ

外史[illegible]云、慶長六年、蕃舶呂宋、[illegible]、大濱浦に漂着す、乃督、伊豆賀茂郡伊東に於て、唐船に擬し造る所の船を與て、其國に歸らしむ。○國志云、房總記を考ふるに、慶長十四年十二月十六日、大震、山崩れ海埋む、當時房總[illegible]、乾序と[illegible]者二月一夜、同十七日夜半に至り、[illegible]濱大嘯し、[illegible]山の如く起り、[illegible]來て[illegible]の如く、瀬村の人民漂沒算なし、同十四年九月六日、稀世の暴風あり、當時岩和田、岩舟、村間、[illegible]船漂着し、船も亦破裂す、上陸する所の人員三百十七、[illegible]の貨物、錦帛、過半漂沒す、大田喜城主本多出雲守忠朝、官吏を遣り且幕府に狀す、[illegible]人御宿濱に移り、破船を修理して、本國へ歸る、安南國の船[illegible]云々。

慶長見聞集云、慶長六年の秋のころ、上總の國[illegible]の浦へ黑船流れより舟損す、是は呂宋國よりノビスパンへ渡る船也、數々の物を積たるは、寶い出ともいひつべし、此荷物浦へ打上げるた、安房、常陸、下[illegible]の者共集りて、ひろひ上れどもつきせずと風聞する、江戶町の人迄も、上總の浦へ走りよつて、此荷物を拾はんとする、此浦本多出雲守の領地也、拾ふ事きんぜいと高札を立られたり、愚老も此荷物を拾はんと、人並に行けるが及ばずして、人のひろひたるものを、骨折代を出しもらひとり江戶へ歸る、此荷物京都にてうるならば、過分の金銭をとり、我一期たのしむべしと、皆人持て行ざる先にと心[illegible]、駄賃夜を日に次て、一條の問屋、島與右衛門といふ人に宿につきたり、京の町人あつまりて、是をみんと島屋が宗へ、數百人入込、內に坐所なくて、門外に人の立ならびたるは、たゝ是市のごとし。

久保(クボ)

今御宿村の大字とす、沙丘あり釜山と云ふ、[illegible]八州古戰錄、天正十七年六月、房州の里見より、萬木へ寄來る、土岐賴春是を聞て、二百五十人を率て、保[illegible]坂に陣す、房州勢是を見て、叢の後を取切て、前後より打べしと、二百人を分て久保村に隱す、時に郷民此事を土岐に告る、是に由て土岐兵を夜中に引て、宇[illegible]坂を[illegible]て發坂に引上り、軍を設て待かけたり、云々

岩和田(イワダ)

今岩舟、小浦、小澤等と相合し、浪花村と改む、御宿の東に隣り、本郡東南隅の海角たり、其[illegible]角を和田埼とす、

(岩和田埼)

水路志云、岩和田埼は[illegible]浦八幡埼より北東四海里にして、其間露[illegible]の灣をなす、岩和田埼より海岸は北に向走する凡四浬にして、小濱に至る間は、地層を露出せる陸崖、一帶峭立す、此崖上は海濱の洗滌に困り、土石崩壞して海中に入り、大堆となり、岸際より[illegible]二浬の間に舗及す。

(岩舟)

[illegible]志云、見[illegible]、然れども夷[illegible]等に伊當和田[illegible]を以て[illegible]品[illegible]、若數年に[illegible]、[illegible]然も岩舟、岩[illegible]に著かず、[illegible]い。

中魚落(ナカイオチ)

古中魚落郷と云ふ、大[illegible]、小濱、[illegible]等の聚落ありしが、今中魚落村と改む。御宿、岩和田の北東一里、大原を以て驛市とす、長者町へ一里半。大原の東に小濱の八幡[illegible]、[illegible]房總[illegible]車[illegible]あり、千葉より三十六哩。

(大原)

國[illegible]云、[illegible]の東に、[illegible]、三面[illegible]、[illegible]として[illegible]、洋中に横[illegible]、[illegible]、南面茫々として、紺碧天と無際なり、中間又小[illegible]をなし、岸下怪穴[illegible]十、巨蚌口を開くに似たり。

八幡埼(ハチマンザキ)

(小濱)

中魚落村小濱の岬にして、勝景を以て著る。○町村志云、八幡[illegible]は小濱の東[illegible]なる城山を云ふ、岬上八幡祠有り、故に名く、又[illegible]、[illegible]に[illegible]とも稱す、北は和泉村[illegible]東[illegible]に對して、其[illegible]し、南は岩船、岩和田の沿[illegible]たり、[illegible]り、[illegible]は小濱の北方の海中を云ふ、漁船常に出入す、[illegible]に、櫻樹を切[illegible]、三[illegible]間の[illegible]、[illegible]して花を開く、最奇觀たり、故に此名あり、[illegible]は小濱の東方、陸を距る三里許(海底二十[illegible])に在り、明治十八年七月[illegible]、[illegible]里の暗礁にして、鰒貝砂礫の如し、遠近の漁夫[illegible]し雜沓を極む、故に規則を設け漁期を定めらる。

[illegible]八[illegible]古戰錄、[illegible]、[illegible]は十[illegible]春(彈正少弼賴定子)此城に居り、北條氏に屬す、天正

十六年九月、正木大膳、房州勢數百を率て當城を攻けれ共、城堅く守て降らず。正木計りて、城の乾の方八幡山に砦を構て對陣す、其間小川一ッを隔て、僅に二町計りなれば、互に方便を替て、或は攻め或は守て、遂に落城なかりければ、正木夜中に兵を率て、八幡の陣をぞ退きける。

此書中の八幡山は、大原の八幡山と同異如何、乾方と云ひ二町と云ふは、相合はざるに似たり。又古戰錄、天正十七年三月上旬、里見義頼、領内の勢を催ひ、兵船數十艘に取乘、豆州家賀の湊に押渡て、網代城を責らる、此砌上總國小濱の城主鑓田美濃守も、義頼に相從へ伊豆表へ出艘しけるに、勝浦の正木左近大夫正成、其隙を[illegible]たりとして小濱へ攻合す。

小濱八幡山　　　安積艮齋

孤嶂拔澄瀾、根陽削[illegible]、[illegible]虎[illegible]、屈曲[illegible]、
上有一叢祠、下有[illegible]穴、危巖左右峙、兒孫[illegible]、
山勢頗怪奇、自與衆山別、陽侯[illegible]之、洪[illegible]來[illegible]、
澗汗鐵馬[illegible]、洶涌相排乱、[illegible]、百道攻我技、
又如武安軍、屋瓦皆震裂、[illegible]動天地、[illegible]、
我目眩欲仆、我口噤不[illegible]、[illegible]草坐山根、[illegible]亦[illegible]、
西南惟滄溟、浩蕩[illegible]畛埒、東北領村連、沙灣成環玦、

房總治亂記云、天正十六年二月下旬、正木左近は小濱城主鑓田美濃守が相州三浦に合戰しける留守を窺て、小濱を夜討にして攻取る、房州より丸の城主山川豐前守、五百人を率し小濱に押寄る、當城は東南北の三方は荒海にて山城なれば切岸十七八間、屏風を立たるが如し、西一方山に續たれとも、掘切て通路安からず、城南に小砂濱あれども、浪高く嶮岨にして、舟をよせかたし。

日在（ヒアリ）　今若山、新田、深堀等と相合せ、日在村と改む、大原の北にして、海濱に居る、鰯漁を以て名あり。

雨霑鄕（ウルヒ）　和名抄、夷灊郡雨霑郷。○今詳ならず、或書云、[illegible]郡雨霑郷の次に、當郡當郷を置たれど、或は前記に誤りて、後の一郷を脱漏したりとも疑はるれど、當郡夷隅川の下游の地に、當郷名の存すべきにあらざれば、雨霑を以て假に之に充つると云ふのみ。

長者（チヤウジヤ）　今旭町と改む、夷隅川の海門にあたり、其南岸に居る、大多喜を去ること五里。房總鐵道は已に長者、大原に達し、南方は勝浦を經て、房州に入るの計畫とぞ。

（旭）

長者町はもと三門、非澤二村の屬にして、紫胡原といひしを、明暦の頃、隣里の民來集して、商工を營み、戸數五十許に達す、寛文元年檢地、初めて長者町と云ひ、町人九十五家ありしと、宇佐美[illegible]、中村[illegible]香等、[illegible]名の[illegible]は亦此地の人なりき。（町村志）旭町の汀埼上に坂水（サカミヅ）寺と稱する天台の古刹あり、鎌倉大草紙に坂水寺といふは此にや、境谷を[illegible]。

[illegible]

押日（オシヒ）　今中瀧、鴨根と合して、中根村と改む、長者町の西に接し、夷隅川の南岸なり、紫原とも呼ぶ。

鴨根（カモネ）　今中根村と改む、觀音堂あり、清水寺と稱し、坂東巡禮札所の第三十二番に數へらる

下總國に、千葉大夫常兼の舍弟を鴨根三郎常房とす、此地の在名にや、他に聞かず、其諸子は原、金原、粟飯原、[illegible]射、椎名の諸家を興す、常房また下河氏を唱へたり

夷隅川（イスミ）（大多喜川）　夷隅郡の主水脈にして、一名大多喜（オホタキ）川と云ふ、水源には上野川と云ひ、上野村鑾宿市坂に發し、北に流れ、西畑川を合せ、大多喜町に至る、此間九里、以下は東に進み、落合川を入れ、長者町に至り海に入る、凡七里、上下通して十六里許。

安川氏圖志云、夷隅川、發于鑾宿、西細流之始、可一蹊以論之、合山間石際之泉泉及諸田餘流、滴々開流集、迂回東北、直而東北埒舟洗、過[illegible]東北之地、注于日在海口、實東第一巨川也、自鑾宿至日在、曲計可六里、經計其川流、曲[illegible]間圍、幾可三倍之、[illegible]其[illegible]、[illegible]或[illegible]間、[illegible]、一里計、瀧洞水府混池、[illegible]利魚鼈蛇蛤等之介物。

椎木（シヒキ）　今長者の管内にして、和泉（イツミ）、中原（ナカハラ）と合せ太東（タイトウ）村と[illegible]す、長者町の北一里、夷隅川を隔てたり。地形を以て之を推すれば、當に夷隅郡に入るべく、日和集の名は夷隅の誤謬なりとの說さへあれば、其中世郡界亂れて、隣郡に侵されし者とす。

續房總誌料云、一宮玉前の祭禮、毎年八月十三日、十二郷の神輿之に會合す、中原を本宮と云ひ、椎木を別宮といふ者は曰く、中原椎木の邊、往古夷隅郡内なるに、後世長柄郡となれるは、此祭禮に、十二郷出會の事始まりしより、改まれるならんと。

（和泉）（中原）

大東埼（タイトウ）　今和泉、椎木等を合村して太東と云ふは、埼名に取る、夷隅川の海口の北一里。

水路誌云、大東埼は岩和田埼の北約七浬にあり、岬[illegible]白色を呈し、且[illegible]間を距る約一鏈の邊に、數個の尖岩分列す、大東埼より海岸は折れて北方及び北[illegible]方に向走し、遠く犬吠埼角の[illegible]に至るまで、長き[illegible]間の沙灣、即九十九里濱は其[illegible]十一里の間[illegible]にして、[illegible]遠淺なり。[illegible]國[illegible]云、大東[illegible]、[illegible]の[illegible]に[illegible]することと一里[illegible]、[illegible]、故に通船針路[illegible]、[illegible]に[illegible]、[illegible]一[illegible]に在り、其[illegible]、[illegible]に[illegible]あらず、實に東海第一の[illegible]たり、十八日く、[illegible]、[illegible]下の[illegible]、常に[illegible]して[illegible]へず、[illegible]の際に[illegible]、[illegible]、[illegible]上[illegible]、[illegible]の[illegible]、[illegible]、[illegible]蛸[illegible]、[illegible]を[illegible]ぐる者最も[illegible]と稱す、[illegible]と、大東埼頂に登り、東北を一望すれば、遠く北[illegible]と、[illegible]相[illegible]す

上總　夷隅郡

[illegible]九十九里、[illegible]の[illegible]を以て、海内無比に居る、又曰く、大東崎[illegible]あり、日光之に映ずれば、的歴として輝あり、是砂鐵なりと。

登大東崎望海　　梁川星巖

浩蕩[illegible]際[illegible]、[illegible]南是[illegible]、[illegible]北[illegible]、
[illegible]何處[illegible]、脚[illegible]羽三[illegible]、[illegible]風、
[illegible]知[illegible]、欲[illegible]宮、

長生郡

長生郡（チャウセイ）　明治二十九年、長柄郡、埴生郡を合して長生てふ新號を建てたり。夷隅の北にして、市原郡の東、九十九里濱の南部にあたる。今面積二十一方里四町二十二村、人口十万、茂原に治す。（本篇は長生郡現管の大東村を夷隅の下へ移載し、夷隅郡現管の瑞澤村を本郡の下へ轉せしむ）

埴生郡（ハブ）　明治十三年、下總の埴生郡に標異せんがため上埴生と稱し、二十九年に至り、廢して長生郡へ入る。延喜民部式に埴字を垣に誤り、諸書往々之を承くる者ありて、中世皆通用字と為せり。（上埴生郡）（垣生郡）

埴生は和名抄六郷に分ち、其境域は一宮川、埴生（中原）川の兩傍に渉れり。後世其東方一宮、大柳等は割られて長柄郡へ入り、西北の長南の地を長柄郡より收めたり、郡郷界の出入多きを想ふべし。近世檢地、埴生郡一萬八千石、長柄郡六萬一千石。

長柄郡（ナガラ）　明治二十九年、埴生郡と相合し長生と改む、もと埴生の北に並べる一郡なるが、後世其堺線移動して、郷里の出入多し。

[illegible]土記に「長柄郡、東隈鳥嶋出、西隈夷田河」云々とあるは、此地の形勢と相違ふこと甚し、東は滄洋にして、西は丘山あり、以て自然の彊域を生ず、豈山西河と云ふもの、[illegible]異せざるを得んや。

（長北郡）

長柄は和名抄、奈加良と註し、六郷に分ち、其郷里はもと抵丘山高燥の地を占むるに似たり。されば東方の斥鹵沿濱の諸村は、古郷名の擬すべきものなし。○[illegible]、長柄郡、後分為二郡、曰長南長北、見源平盛衰記、東鑑、義經記、「或作長南長北、見鎌倉大草紙、里見記」天正十九年茂原町水帳、作長北郡（チャウホク）可以知其分界、元祿中復故、又按、和名抄器皿部、柄、器物莖、柯也、和名衣、一云賀良、柯斧柄也、毛詩訓加良、姓氏錄「長柄首、八重事代主命之後」按日本紀、事代主獻國皇孫、致臣節而去、不知其所適、徵之宅記、言避伊豆神島、所謂三島神是也、可知其裔居此、因名。○一宮、一松、牛込へわたりて一之莊の[illegible]名ありて、寶長以降の文書に往々見ゆ、「町村誌」一宮莊の略にあらず。

埴生郷（ハブ）　和名抄、埴生郡埴生郷。○今東浪見村、一宮町の地なるべし、一宮左右の地は、後世長柄郡の管内なりしかど、此に式内埴生郡玉前神社ありて、古の埴生郡の主眼たるべき形勢あれば推して此と定む。中世に埴生庄と云ふは、廣く郡内に渉れるならん、大柳の條に參考すべし、或は一宮庄と唱ふるも、其實同じ。

虎見（トラミ）　今東浪見（トラミ）村と云ふ、九十九里濱の南隈にして、夷隅郡界に在り。古き[illegible]風土記、里見氏の舊案と想はるる者に、虎見郷と載せたり。（東浪見）

虎見之郷、相渡候、[illegible]其[illegible]、[illegible]件、天正九年巳年、霜月廿二日　正木[illegible]

上總國志云、虎見浦（虎見一に東浪見に作る）釣崎と稱する地あり、是れ玉前神の一祭場なり、傍に山あり崎立、

（鳴山）

鳴山と稱す、[illegible]水聲潺々として風雨の聲をなす、或は滾々乎として水聲に似たり、[illegible]と云ふべし、[illegible]然も[illegible]にして[illegible]ならざるものなり、又曰く、虎見浦は南北洋の咽喉なり、故に時として海外土物の漂着するあり、獅子、[illegible]、[illegible]寶、[illegible]の如きものなりし、東浪見寺は天台宗、堂に軍茶利明王を安んず、是往來鳥を摂つて出す所、傍に風穴有り塔中に安んず、又寺寶金像の薬師有り、高さ二寸、其風も今に存す、其山鬱蒼として、老樹繁茂たり、[illegible]あり無末川と稱す、石階其高きこと直立十有三丈、山頂より東望すれば、濤色紺碧、遠く天際を浸し、[illegible]近く海濤に接し、東浪見寺の磯、其[illegible]なるかな。「[illegible]誌料云、東浪見浦の沖の方一里許に、暗礁ありて、漁船常に碇をくだし、風波を避くと、さればトラミの名は是等に由てしなり。」

一宮（イチノミヤ）　今一宮町と云ひ、人口五千五百、東浪見の北、一宮川の南にして海濱に居る。房總鐵道、大原へ九哩、茂原へ五哩。

一宮は傍に一宮本郷と云ひ、[illegible]年中の古文書に一宮庄と載せ、埴生庄と名を殊にするも、實は同じ。近世の一宮陣屋は加納氏一萬三千石の治所にして、寛政八年、遠江守久周の時に起れり、初め久周の祖、角兵衛久通、吉徳公（吉宗）に侍して、紀藩より江戸旗本に移り、享保十一年、萬石大名に列せしめられ、是より其家名を發せり。○町村誌云、一宮城址は今城内といふ、初築の年月詳ならず、里見氏のとき[illegible]大炊助之に居る、永祿五年、正木[illegible]之を守り、[illegible]其子[illegible]之を守らしむ、天正十八年七月、[illegible]川氏の将[illegible]の爲めに遁る、[illegible]長年中、[illegible]址に築きたり、[illegible]、玉崎山觀明寺、天台宗たり、本堂廣大にして、櫓上地獄

極樂の門を影向し、極めて緻密にして、古色有り。

玉前神社（タマサキ）

一宮町神明是なり、今國幣中社に列す。延喜式、埴生郡玉前神社、名神大と見え、三代實錄、貞觀十年授位の條には、玉前に作る。神祇志料云、玉前神は明珠を以て御形とす、〔古今著聞集〕即上總の一宮也、〔古今著聞集〕上古、[illegible]明玉、八尺瓊五百箇御統玉を作て、天皇に拜奉りき、〔日本書紀、古語拾遺〕壽永元年秋、上總介平廣常、甲一領を奉り、前兵衛佐源頼朝が爲に、冥佑を賜はゞ、三年の間に、神田二十町を寄せ本社を造營し、毎年の流鏑馬を行はんと祈りしに、即此神也、七月、頼朝上總介平廣常を使として甲を奉りき。〔東鑑〕〇國志云、玉前神社神領田十五石、舊記相傳ふ、往昔里翁異夢の感あり、夙に海濱に至る、時に虎見崎頭、東風忽に起り、海上物あり、風袋の如し、光彩波間に出沒す、就て之を索れば、明珠一顆あり、直に一祠を造りて之を祀る、今の玉前神社是なり、其後に、[illegible]今風袋氏あり、然らば則里翁珠を得て祠て祀れる者は、今風袋氏の祖先を謂ふならんか、又舊記に曰く、永祿五年、一宮城主内藤久盛、里見氏に叛くの日、諸氏と力を戮せ、守拒數月、連戰息せずと雖、兵食[illegible]、矢石盡く、九月九日城遂に陷る、玉前神社も亦兵燹に罹る、社人當年にして下總國海上郡司海上忠常に據るといふ（[illegible]）。按、一宮記に「玉前神社、[illegible]」と記すれど、前玉と玉前は相異なり、此首るは海中所在の珠玉に因みて起れる神號にして、前は埼頭の義なるべし、玉幸にはあらず、[illegible]二年、上總國一宮御宮記に、[illegible]一年に[illegible]り、今國上國を治むる時に臨み、[illegible]、と傳らる、依て海濱を見るに明珠一顆あり、[illegible]に、同じ」云々。

一宮川（イチノミヤ）

二派あり、北なるは[illegible]に發し、茂原を過ぎ茂原川と云ひ、南なるは埴生川、又は中原川と云ひ、二水寺崎に於て相會し、一宮の北を流れ海に入る、長六里、[illegible]を名産とし、江戸幕府へ獻上品たりき。國志に、一宮川は古の長柄、埴生二郡の界界する所と云へど、信け難し、長南、岩井は長柄郡の舊域なること論なきも、一宮川の南に在り、和名抄埴生郡埴石郷のごときは、其地確知する能はざるも、一宮川の北にして、金田岩沼の邊歟と疑はる、或は金田を和名抄長柄郡䣊陀郷に擬すれど、是は誤れり。

埴石郷（ヘニシ）

和名抄、埴生郡埴石郷。今詳ならず、本書埴生、埴石、山田と次第すれば、一宮の近地なるべく、今田、岩沼の邊歟とも疑はる、されど、埴字は土なる埴生の埴に涉りて、[illegible]かとも云へど、[illegible]池に[illegible]し、假にハニシと訓みて此に係く。村岡又は、高石の[illegible]かと云はゞたり、茂原の高倫の下に其說を引けり。

一松（ヒトツマツ）

今一松村と云ひ、一宮の北一里、一宮川にて屈折して一松の東に至り海に入る、一松の西、茂原に至る南北の街道は、[illegible]所在するあり、[illegible]道なり。

元祿十六年十一月二十二日、[illegible]の地大に震ひ、夜中に潮き洪濤陸に注入し、夷隅、長柄、山邊、武射[illegible]の諸村、村落[illegible]沒し、家畜人[illegible]なる者を失せられ、溺死する者[illegible]、其死屍を集めて、各所に埋葬せし、[illegible]六[illegible]あり、[illegible]間[illegible]り、沙[illegible]十人[illegible]有り、[illegible]、本興寺[illegible]在り、[illegible]三百八十四を葬す、本寺[illegible]の背後に「[illegible]十有六年癸未十月二十二日之夜、[illegible]、[illegible]、大地震[illegible]、[illegible]也」と記す、寺治村に無緣塚在り、死者百三を合葬すと、山邊郡四天木村の中央、要行寺境内に津浪木塔在り、死者二百三十五を合葬すと、武射郡松ヶ谷村字地藏堂に千人塚あり、當時死亡の數審ならずと雖、これらの墳塚、以て大數を推すの料となすべし。

岩沼（イハヌマ）（金田）

今金田、宮原水口（ミヤクチ）等をも合せて、八積（ヤツミ）村と改稱す。一松の西にして、一宮、茂原の通路にあたる、岩沼には鐵道停車場あり、金田は「東鑑壽永元年、寄附金田郷於玉前神社」とある古村なり、又同書及び千葉系圖に見ゆる廣常の弟、金田小大夫頼次は、此に在住して金田と名のれるなるらん。

山田郷（ヤマダ）

和名抄、埴生郡山田郷。本書小田とあるにより、或は小野田に擬定せらる、然れども、今土睦（ソムツ）村の四天王寺緣起に山田に作り、山田村現存して、今土睦村の大字と爲る。されば埴生郷の西に隣り、中世には埴生庄、又一宮庄とも云へる中へ籠められたり。

寺崎（テラサキ）（時見）

今上之郷、下之郷、北山田、大谷木、上市場、岩井等と相合して土睦村の新號を建つ、一宮町の西に隣れり。國志云、時見（カミ）村は又寺崎村と稱す、房總記に曰く「一宮の時見の御所、左兵衛佐藤田正秦、主人信こ云ふ、藤田氏は新田義貞の裔孫也、小田原陣落るの後、正秦時見の族に寓し、遂に姓を吉良氏と改め、德川氏に仕へ、祿一千石を食むと。（今按、藤田氏の事は、武州久良岐郡藤田、花澤郡世田谷を參看せよ）。房總治亂記云、天正中に至りては、房總國中は里見方、甲州方、北條方、生實御所方、時見御所方（生實は今蘇我[illegible]生實の生實に上總、下總、安房、三箇國中、四つ五ッに分れて合戰止時なし

大谷木（オホヤギ）（[illegible]）

[illegible]南にして、北山田と相接し、一宮町の西一里半。國志云、大谷木村字大柳（オホヤギ）に在り、安養寺あり、上總介[illegible]の香火院なり、[illegible]山上に墳墓有り、東鑑に曰、「寶治

元年、上總介秀胤を上總國大柳館に誅すと、蓋秀胤は千葉氏の族なり、[illegible]をして、亡父下總前司常秀の遺領、埴生莊を管せしむ、此に其の千葉氏たるを證すべきなり、今大柳村に玉前神社あり、蓋玉前神の若宮なり。

〔東鑑〕寶治元年、千葉次郎時常、相模亡父下總前司常秀遺領、埴生莊之處、爲兄秀胤被押領之、雖含愁訴、而秀胤爲三浦一族、[illegible]之間、[illegible]一宮、[illegible]之所[illegible]也、[illegible]日本史、千葉常胤[illegible]、[illegible]常秀、[illegible]上總介、二子秀胤、時常、秀胤爲上總權介、娶三浦泰村妹、及泰村敗死、北條時賴遣兵襲秀胤于上總一宮館、秀胤縱炭環其室、竟以自殺。

房總志料云、一之宮にも城山(高勝山)ありて、其處に柳谷あり、大柳村と異なり、一之宮の古城主を俗說にアコナシ御曹司と云ふ、乳持たずアコと云へば、乳持腹の貴公子なるべし。

上市場(カミイチバ)　今一宮村と改め、隣近の諸部落を合せたり。〔鎌倉圓覺寺文書〕[illegible]の文書に、上總國一宮莊内南上郷とあるは、上市場の西なる上之郷にあたるか、此上之郷、下之郷の北に北山田の名の遺るを想へば、南山田の上郷、下郷、及び上市場、宮原、宮本等なるべし。

高藤山(タカトウヤマ)　一宮驛の西南に起り、上市場、岩井に涉り、其南は夷隅郡界に至る。〔國志云、一宮驛西の山、南北一里強にして、高藤山あり、最も險峻の地たり、相傳ふ、上總介平廣常の城趾なりと、其形勢を察するに、夷隅郡布施村に在る者は本城にして、此に在る者は支城たるか、今高藤山の頂に一大碑あり、文久二年、藩主加納遠江守久徵建つる所、其の便概を記すれば曰、山舊り高藤山と名つく、之を傳ふ、上總介廣常の城壘なりと、其山や首上三十餘丈、山上に平坦、壘塹、[illegible]等の趾あり、[illegible]平、段落をなす狀の如し、[illegible]に合して、方二千五六分歩を得たり、山下に刀工隊谷、錢谷等の名あり、旁に又立濱陝、及び伊南衣、和泉谷、馬道、大長、[illegible]等の諸谷あり、山南長坦に、舊道として下れば、馬蹄を通ず可し、自餘三面、皆險絶、獸行は勿論、往步の者も、亦易々攀躋するを得ず、山腰東北一里許、其東は九十九里の海濱たり、山の東北一宮あり、河環て而して流る、史に云、廣常讒を蒙りて誅死す、凡族咸の[illegible]皆除す、初め廣常在せし日、一書を鈴し之を鎧甲の襯に結び、一宮神廟に藏む、死するの明年、賴朝以て神官に詣し、人を遣り取つて閲る、即[illegible]の爲めに福を祈るの文なり、絕えて兇悖不軌の語なし、是に於て深く其冤死を悼み、其子弟甥姪等、悉罪を免る」云々。

妙樂寺(メウラク)　上市場の西南二里なる山村にして、今夫上、佐貫と相合して瑞澤村と改め、夷隅郡の管内とす、大多喜町の北に山岡を隔てて一里餘。〇妙樂寺は寺名を取りて村名にも呼べるなり、天台宗の古刹なるが、創始不詳、妙樂寺山駒返坂の戰は里見記に見えたり、〇國志云、永祿五年五月、里見義賴、一宮城主內藤久長と隙有り、萬木城主土岐賴春、及び大田喜城主正木憲賢をして、兵七千を率ゐて之を攻めしむ、久長、東條國光等、郷兵を募り、協力防戰す、同七月、庁南城主武田信照、一宮の軍に應援し、大多喜城の虛を襲ふ、正木兵狼狽して軍を班す、一宮の兵追擊、妙樂寺山に至て還る、今其地を駒返坂と曰ふ、同八月、里見氏又襲ひ、島中二將を遣り、三千餘騎を以て萬木の軍を援く、此に至りて一宮城[illegible]、[illegible]き守る能はず、九月八日夜に乘じ、[illegible]神器を奉護して下總國飯岡に走る。〔里見記〕

中原(ナカハラ)　今東浪村、西村の二に分つ、中原ては、又は其東村に屬す、一宮の西三里許、瑞澤の南方とす。

小野田(オノダ)　今中原、芝原、町原、小生田(チフダ)、鴨引、高田等を合せて東村と改む。

東鑑、建久四年の條に「上總小野田郷人、木擢太國廉、伊豆島流罪」の事見ゆ、堺引(ナビキ)は又[illegible]村と稱へ、[illegible]あり、自興中曾[illegible]圓制、弘仁中曾國仁府とつたふるは、信礎にすぎざるべきも、其古刹なるは信たり

（引地）

佐坪(サツボ)　今小澤、水間、山内等と相合し、[illegible]村といふ、[illegible]國中川の本源にあたり、南[illegible]界に在り、[illegible]、一里許を隔つる[illegible]より[illegible]南へ[illegible]けり。〇房總志料云、[illegible]佐坪、[illegible]二村、又夷隅郡、〔地圖〕[illegible]、一里[illegible]、一名駒返、[illegible]不及也、〔房總志料〕[illegible]、梯、蓋大多喜城恃以阻塞、頃者郡長[illegible]、[illegible]百有三十八尺、長八百九十五間、圍[illegible]一紀、用功五萬人而成、〔夷隅郡役所報告〕今也車行通之、[illegible]亦昭代之賜也、[illegible]村、[illegible]。

（沼水）

呑佳山(ノミカヤ)　又野見合に作る、蓋ノミが嶺の訛にして、山を重ぬる[illegible]、市原埴生の分水嶺を爲し、勢稍險峻なり、埴生郡には多く水沼の淺間山と呼ぶ、淺間神を祭ればなり。

報恩寺(ハウオン)　今西村大字小澤に在り、眞言宗、[illegible]山金剛院と號す、本尊地藏菩薩、長七尺、[illegible]には寶治元年の銘刻あり。

横栗鄉(ヨコクリ)　和名抄、埴生郡横栗郷、[illegible]今詳ならず、ヨコクリと訓むべし、[illegible]書とあるが、[illegible]。

河家鄉(カハヤ)　和名抄、埴生郡河家郷、[illegible]も、[illegible]の東村、西村は、是等横栗、河家二郷の分域たりし[illegible]山田郷の西に當ふ。

坂本郷（サカモト）　和名抄、埴生郡坂本郷。○今長南町の大字に坂本あり、されば五郷村、鶴枝村へ渉りて、坂本郷の旧域ならん。長南の本村は元より和名抄車持郷の地なるが、坂本は其東に一里余隔たれば、古代の郡界は其間に分たれしなり。

三谷（サンガヤ）　今永吉、立木（タテキ）、猿袋等と相合せて鶴枝（ツルエ）村と改む、坂本の東、寺崎の西に接す。千葉系図に、[illegible]介胤正の四男四郎胤広の子を、三谷四郎胤村と云ひ、子孫三谷氏を称ふ、此に在住したるに因る耶。立木[illegible]氏、山[illegible]長間は、東上総の名蘭として、久く世に知らる。

早野（ハヤノ）　今八幡台、中善寺、石神等と相合せ、佐坪（サツボ）村と改む、坂本の北にして、茂原町へ近し。

車持郷（クルマモチ）　和名抄、長柄郡車持郷、○今長南町、及豊栄村是なり。近世は埴生郡へ入れ、坂本郷と相混したり。○長南とは長柄の南部の義なり。車持は車持の訛にして、今長南町の管内とす。車持は、履仲紀に車持君の名を載せ、姓氏録に「車持公、豊城入彦命八世孫、射狭君之後也、雄略天皇御世、乗輿、仍賜姓車持公」と云ひ、又喜式にも、車持氏の管蓋を執ること見えたり、車持郷とは彼氏族の人の住止せるに因る歟。

長南（チヤウナン）　今長南町、人口[illegible]、本[illegible]の[illegible]村を[illegible]併したり、茂原の西南二里。戦国の比、武田氏之に拠り、其門族真里谷、[illegible]、佐貫等に遷住し、当[illegible]の名家たり。里見、北条の[illegible]を[illegible]て、天正の末年に至り[illegible]滅す。

（長南）町村志云、長南宿は天正十九年[illegible]寺[illegible]状に、長南矢（チヤウナンヤ）貫村と記す、又天正十九年大森[illegible]状、矢貫[illegible]、

（矢貫）十年寄進状、長南郷と[illegible]す、[illegible]村を[illegible]め[illegible]と[illegible]す、[illegible]に矢貫（ヤヌキ）坂あり。

庁南城址（チヤウナン）　町村志云、天正年中、武田信長、三河入道、庁南に築城し、子孫信高、（笹子落草紙信隆に作る）道信、宗信、吉信、清信、豊信相継て之に居ると、（鎌倉大草紙、鎌倉九代後記、北条五代記、里見代々記、及武田系図、）内ち信長の父信満、安芸守入道明恵と号し、世々甲斐の国守たり、応永二十四年、足利公方持氏と戦ひて敗死す、持氏甲斐国を逸見有直に賜ふ、[illegible]信長を以て上総の守護代とせられければ、康正二年信長本州に入り、真里谷、長南に城を築き、国中を押領し、上杉氏に抗す、[illegible]真里谷に拠す、子信高のとき、[illegible]年八月、[illegible]真里谷、久保田、佐貫、[illegible]の諸城を以て里見義成に降り属す、豊信のとき、天正十八年、徳川氏の将本多忠勝に抗して敗死す、城陥り家亡ぶ。（豊信は兵部少輔と称し、或は豊を信栄とす）　[illegible]内[illegible]に、長南[illegible]

[illegible]

四月廿八日（寛正元年）　御判

[illegible]賀守殿　[illegible]殿

[illegible]殿［[illegible]］

[illegible]、大半[illegible]へ[illegible]申ける、[illegible]にて、合戦[illegible]なく、なのづから修羅道の岐と成、人民耕作をいとなむ事あたはず、飢饉して餓死に及ぶもの数をしらず、上総国へは[illegible]入道打入て、[illegible]谷の城、南[illegible]を[illegible]、[illegible]を押領す、[illegible]の里見[illegible]に力を[illegible]て、[illegible]へ[illegible]を出し、[illegible]を押領す、又云、[illegible]十一年、上杉方[illegible]千葉介[illegible]は、上総[illegible]長南城に、[illegible]三河入道を攻[illegible]け[illegible]、[illegible]に[illegible]す、[illegible]ケ谷の上総介も、同じく白胤に降参す、下総国飯沼も落城して、[illegible]も同じく白胤へ降参し、白胤千葉へ入部はなけれ共、両総州大形白胤へ帰服しける。

国志云、庁南古城址、今の市街より北方の山中にあり、山上高き所、物見台址なり、今の長南町は、当年割據の城市にあらず、徳川氏治世の初め、市街を矢貫村に置ける者、街北の山上に城址と称するあり、是昔に所謂庁南城北の[illegible]界なり、其徒[illegible]を置く、地今不詳、其南北と謂ふは恐くは山辺郡土気近傍の地方を指す乎、或は曰く、[illegible]北の城は鶴見甲斐守、及[illegible]北左衛門太郎等[illegible]、又[illegible]北右近大夫等あり[illegible]と

長福寺（チヤウフク）　[illegible]三途（サンヅ）[illegible]に在り、天台宗、近世は房総二国の[illegible]林として、寺領五十石、正平年中、比叡山恵光坊義雲の中興する所、[illegible]ならず、[illegible]を遷したり、「三途河頭、極楽東門、太平野山、[illegible]、来[illegible]院、[illegible]弥陀坊、長福寿寺」と号す。

[illegible]持　今長南町の大字にして、其内に属る、即車持の訛言に出でたり、

[illegible]村の土俗、相伝へて、草[illegible]と称するものあり、路[illegible]門を存するのみ、[illegible]古時の[illegible]する耶、[illegible]に、[illegible]年[illegible]村[illegible]に[illegible]り、里民[illegible]く[illegible]を[illegible]す、[illegible]の一[illegible]で[illegible]る、手足[illegible]に[illegible]、以て[illegible]寺に[illegible]ると云ふ、[illegible]寺院に[illegible]し、[illegible]寺に[illegible]す、[illegible]石ん遺すのみ。〔国志〕

千田（センダ）　長南の北に接す、今[illegible]、千手堂、[illegible]、岩川、須田等と相合せ[illegible]村と改む。

国志云、千田村[illegible]念寺に、[illegible]あり、[illegible]とは[illegible]、[illegible]ふ、[illegible]中[illegible]にして、[illegible]に[illegible]を[illegible]くと、又[illegible]射部鳴戸村不動院の住[illegible]、[illegible]小[illegible]一[illegible]あり、高さ[illegible]寸許、是亦[illegible]を[illegible]く、質に[illegible]の力[illegible]るにあらず、按に、文明中、上総[illegible]主酒井定隆、深く日蓮宗を信じ、其領内に令して、悉く日蓮宗に改宗せしむ、当時人民、他宗の寺院を破壊して、

其傳像を埋め、或は海中に投すと、土氣城舊記に見ゆ、然れば此地に傳佛の如きも、本尊其舊跡、日久しくて後出づる時、故に其名を著るものか。

刑部鄉（オサカベ）

和名抄、長柄郡刑部鄉。○今長南の西北二里に刑部存す、されば其鄉域は本土、日吉の二村にわたり、市原郡界に接したり。此地は茂原川の水源にあたるを以て、當年刑部、田代、大津倉、笠森等を合して本土村の名義を建てし。

續日本紀云、萬葉集、上總國上丁、刑部直三野、刑部荒人、刑部直千國、○東大寺寶龜四年文書「上總國市原郡人、刑部荒人、刑部國刑部稻麿呂」下野小金木土寺、寶治四年銘「大工上總國刑部部、大中臣守」、當鄉の故蹟也、文保三年、笠森寺制札、天正十八年笠森寺制札、首刑部小倉本水軌、作刑部諸、

笠森（カサモリ）

今刑部に合し、本土村と云ふ、長南の西一里、市原郡牛久（ウシク）驛に至る間とに係る、天台宗笠森寺あり、其觀音堂は天正中北條氏の兵火を免れ、奇構異制の一宇、峰頂に存す、四面懸造（ケタヅクリ）と稱す、法華經寺、坂東三十三番中の札所也。

國志云、大悲山笠森寺（リッシン）は、傳教大師の開基とつたふ、長元元年、後一條帝中興一世たり、觀音像を正面に置く、諸佛左右に羅列す、其堂南面して山頂に在り、柱礎四面、皆岩斷に架造す、其高さ十有九丈、東に在るを二天門、北に在るを二王門と曰ふ、二天門より西に登るに、石階十一級、折れて南に登る、木梯三十級、又東に登ること三十三級、通計七十三級、（石階、木梯）と稱す、別當を楠光院と曰ふ、（衆寺僧二十石）境内七僧舍あり、什物數品あり、日蓮自筆の法華經（共十巻）、同彌陀一巻、後陽成院其に手書する所、（後奈良帝）其筆楷書具賞すべし、武田兵部太輔寄附する所の十六善神畫像二幅、（五秋）相傳ふ、往昔僧日蓮此堂に參籠する、滿七日にして學問業に遂ふ、

（笠森寺）

當時日蓮歌あり曰く、

袖にそふ涙の雨にぬれじとてけふ笠森をたつね來にけり

鴇谷（トキヤ）

横當思ふべし、

今榎本（エモト）、德増、石谷等を相合せ、日吉村と云ふ、刑部の東にして、千田、岩川の北に接す。

鴇谷は松平家忠日記、天正二十年、上總國知行とや四百石とあるにあたるごとし、又鴇字は當に作り東金（鴇根）の條に合考すべし謂ゆる桃花鳥（トキ）にあたる。

（榎本）

管見鄉（ツツミ）

和名抄、長柄郡管見鄉、訓豆々美。○今詳ならずと雖、諸鄉の位置、既知の者より推せば、長柄村、二宮村にあたり、即刑部鄉の北隣なり。豆々美とは堤塘の義なるが、其故あることならん。

長柄山（ナガラヤマ）

今隣近の六地藏、山之鄉、舟木、味庄、古宮里、山根等を合せ長柄村と改む。刑部の北にして、茂原町の西二里半、市原郡界に接し、小驛舍を爲す、蓋長柄の山鄉の謂なり。

鎌倉大双紙云、應永十七年五月の比より、公方滿兼御歓氣、七月二十二日、御年三十二にて御早世あり、勝光院殿と號す、犬懸の管領納宗入道禪助は、此君をかいへてぞたて申、七十におよぶまで御後見にてありければ、御卯の時より我家にかへらず、僧衣を着し、則上總國長柄山胎藏寺に隱居し、鎌倉の執事なに、上杉右衛門佐氏憲に讓申附、滿氏の若君、先主持御元服、持氏と云ふ。

胎藏寺（ダイザウ）

國志云、長柄山胎藏寺は千葉秀胤の建立棟興する所、今に秀胤夫妻の墳碑あり、又古鐘あり、鑄造太奇古、銘に曰く「弘長四年三月」鎌倉大草紙に、應永十七年、禪宗入道禪助、僧衣を着し、上總國長柄郡胎藏寺に隱居す、云云、又按に東鑑「寛元二年八月、千葉秀胤、上總權介となる、寛元四年五月、秀胤上總國に追下され、寶治元年六月、其兄□□、秀胤を上總一宮大柳館に襲ふ」蓋其の鐘弘長四年鑄る所に係る、寛元五年を距る十有八年の後たり、然らば則秀胤成武鄉（ナリタケ）に住むの後、胎藏寺を建營するなり、其年紀相當れり。

六地藏（ロクヂザウ）

今長柄山驛の東、三峰□百七十□の下を六地藏と云ひ、長柄村の大字とす、地藏院あり、國志云、成武（ナリタケ）鄉に古刹地藏院あり、相傳ふ、上總權介秀胤、成武の地に在り、其妻夫を亡ふ、追慕深く、遂に石佛六地藏を造立し、以て冥福に供すと、又境内に山あり、□金堀と稱す、今山腹に穿ち、其穴を見るに、荊棘茫々として、堆棄瓦を没す、然れども當時の堀壁の跡、縱横深遂、今尚認むべし、山頂荷松下、秀胤の墓碑あり、是延寶年間土人建つる所、古碑に非るなり、本有高原の地に突起するもの、武峯と稱す、其高さ鹿野山に亞くべし、山頂の神社、日本武尊を祀る所なり。（武峰、一名高星山、武峯神社黒田氏文書あり、覺□信挑ト□し）

（武成）　（峯武）

國府里（コフリ）

長柄山と茂原町の中間にあたり、國土圖と相接す、コホリと呼ばるれば、郡古代長柄郡家の遺蹤に出づ、蓋管見鄉に置かれしなり、後人之に察せず、文字に就きて、上總古國府の說を爲すは淺陋なり

國志云、當國は市原を府とす、而も長柄郡中に國府里、國府關の二村あり、夷隅郡中に亦國府臺村あり、是に由て之を觀れば、上古國府を置ける地、時世の變遷、境界の便否に依て、敢て一定せざるものに似たり、年歷悠遠にして、事蹟傳はらざるを憾む。

味庄（ミシャウ）

今長柄村へ入り、國府里の北なる大字なり、味庄の部にして、相接して舟木あれば、古は舟木庄などいへるならん。

上野（ウヘノ）

今長柄村の大字とす、當時千葉系圖の一本に「胤常、初上總國上野之鄉住、後下總國海上郡大友移」また「將門、上野押大郎」ともありと述べ、其上野を市原郡に近

接する長柄郡に近す、[illegible]ふべし、下[illegible]には「[illegible]常居上總大野、或云大社、後移下[illegible]」と[illegible]あれど、[illegible]竄擬する所に疑あり」

國府關

今庄吉、山崎、押日、[illegible]名[illegible]を合せて、[illegible]本郷村と云ふ。國府關の東にして、[illegible]に至る間とす。二宮は山崎に在り、村名之に由る。

（山崎）國志云、山崎村、二宮神社あり、父老傳へて云く、凡[illegible]以北、木納邊に至るまで、往時通じて二宮庄と稱す、二宮とは一宮に次ぐ者なりと、今國府關七村、二宮の本[illegible]し、之を七郷宮とも云ふ、按ふに、木納[illegible]神社、[illegible]表に[illegible]あり、上總國長柄郡二宮庄と、[illegible]以て[illegible]し。○國府關とは、古義國府關に外ならず、

（庄吉）庄吉は[illegible]覺寺舊記に、貞治元年是[illegible]氏より、上總國二宮庄内庄吉郷寄進の事見ゆるは此地なり。されど山崎なる社は

（二宮）恐らくは、二宮の本祀にあらず、木納[illegible]の橘神社、即當國の第二宮とす、然らば山崎なる[illegible]本社にすぎじ、二宮本郷の名稱當らざるを覺ゆ、

押日

今二宮本郷村へ入る。國志云、國府關押日の二村より、高阜相接し、阜の東南峰[illegible]に、數十の岩穴あり、是れ則上古草昧の世、土人穴居の跡なるか、穴中皆[illegible]にして、各一段の高[illegible]を設け、[illegible]の如く、[illegible]に似たり、而[illegible]押日村に在るもの最も[illegible]、人[illegible]會稽告云、國府關に小[illegible]して、[illegible]穴[illegible]ある[illegible]見て、十、[illegible]立し、其入口は皆地上を距る一間、[illegible]一間半の庭にあるを以て、[illegible]穴内を窺ふを得るも、容易に穴内に入るを得ず、三面の[illegible]して[illegible]、國府關の東なる押日村、[illegible]穴の在る所、[illegible]、其穴は地上を距る一間[illegible]、[illegible]口を[illegible]、[illegible]二面に[illegible]、[illegible]東なるもの七洞を有し、[illegible]、[illegible]穴を有し、外に[illegible]漆したるものあり、[illegible]石材を用ひず、[illegible]土[illegible]

谷部鄕

[illegible]、此地は[illegible]の西一里[illegible]。

村名[illegible]、長柄郡谷部鄕、[illegible]今茂原町是にや、大字長谷在す、即埴生郡坂本鄕の北、[illegible]、[illegible]見え[illegible]の東とす、長谷[illegible]古[illegible]は、

（長谷）古事記、及び[illegible]に見え、其長字を略して谷部に作り、又之を[illegible]と[illegible]ふて、他にも其[illegible]多し、此にナ[illegible]、[illegible]ふるは、[illegible]の[illegible]なるべし

茂原

今茂原町と云ふ、人口六千餘、長生郡[illegible]此に在り[illegible]、[illegible]、[illegible]一里、[illegible]南に茂原[illegible]、一[illegible]の一[illegible]なり。

（藻原）[illegible]に古[illegible]に作り、[illegible]、[illegible]二年、藻原[illegible]、[illegible]寺に[illegible]こと見ゆ、[illegible]市に[illegible]し高[illegible]村、[illegible]、今[illegible]町内へ入る、[illegible]本村は[illegible]谷へ合す。[illegible]志云、茂原もと藻[illegible]に作り、[illegible]名なり、其地[illegible]北に係[illegible]、文永元年、[illegible]宗尊親王、[illegible]を駿河前國三[illegible]村に[illegible]、[illegible]二年遠江人[illegible]、其采邑を[illegible]ふに[illegible]、之を藻原に[illegible]す、[illegible]に日蓮[illegible]を[illegible]かん[illegible]、[illegible]木の[illegible]に[illegible]、[illegible]に[illegible]り、茂原[illegible]稱す、今[illegible]日常[illegible]なり、[illegible]に見ゆ、按に、[illegible]村は貞治[illegible]北條[illegible]す[illegible]となる、文永中[illegible]世に[illegible]することを[illegible]、其[illegible]有るの必せり、[illegible]村志云、天正十九年[illegible]に、[illegible]茂原之[illegible]と[illegible]し、後上茂原を分ちて、茂原村と云へりと

高師

今茂原町へ合[illegible]、[illegible]云、[illegible]、在高師村[illegible]、安無[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、見之[illegible]、[illegible]、上[illegible]村志[illegible]、[illegible]、按當[illegible]之、[illegible]、[illegible]石[illegible]、今[illegible]何[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]見古[illegible]、[illegible]古[illegible]也

藻原寺（モバラ）

（妙光寺）[illegible]日蓮宗の名藍にして、法[illegible]妙光（メウクワウ）寺と云ひ、民部[illegible]日向の創むる所なれど、日蓮の[illegible]本寺の[illegible]なる[illegible]け、蓮を以て開山と[illegible]す。[illegible]に宗[illegible]の弟子にして、其[illegible]中山[illegible]公日蓮は又甲斐身延山の[illegible]を[illegible]け、相[illegible]びて六老僧の員に數へらる。近世寺領三十石、本宗門大本山に[illegible]の古[illegible]なるべし、[illegible]の古[illegible]、

[illegible]法華道場え奉施入色々注文事

合

一 [illegible]一貝　一[illegible]用[illegible]貫文

一 [illegible]段[illegible]　二反[illegible]、三反[illegible]本

一 [illegible]丁[illegible]段内六段上茂原現作[illegible]、七反[illegible]坊のくれの内有之（中略）

右[illegible]、[illegible]同[illegible]、現當二世、大[illegible]、息災延命也

建長二年二月八日　[illegible]原[illegible]

[illegible]に、建長五年、日蓮[illegible]寺[illegible]道の時、藻原の[illegible]士[illegible]遠江守[illegible]、[illegible]田の[illegible]士高橋五郎[illegible]、受法[illegible]心する[illegible]あり、建治二年、[illegible]家宅を喜捨して妙光寺と[illegible]し、[illegible]入道して日[illegible]と號す（[illegible]光も宅を以て、道場と爲し妙[illegible]寺と云ひ、身は[illegible]日[illegible]と云ふ、後[illegible]す）世に藻原法華堂と[illegible]す、民部[illegible]日[illegible]に[illegible]す、[illegible]は本寺と甲州身延[illegible]を[illegible]したり、[illegible]公日[illegible]は日向の[illegible]として、本寺に住持す、云々、仁王門（元禄[illegible]）[illegible]、[illegible]日[illegible]建の[illegible]と、本堂（元禄十年再建）[illegible]堂（正徳中再建）客殿、書院以下の諸宇現在す。

鷲山寺

茂原町[illegible]に在り、鷲山寺と號し、近世は日蓮[illegible]八品[illegible]の大本山たり、相傳ふ、文永年中、[illegible]主小早[illegible]内記[illegible]にして、[illegible]日[illegible]之[illegible]と[illegible]も蓮[illegible]の[illegible]る[illegible]、[illegible]、[illegible]の[illegible]に、下總香取郡中[illegible]に妙[illegible]寺を開きたり[illegible]、[illegible]志云、鷲山寺は[illegible]藻原[illegible]に[illegible]ぐの大刹たり、凡[illegible]上總地方の[illegible]、[illegible]日蓮宗に[illegible]

へ、七里十峯、或は第五の法華の稱呼あり、而して信奉者に勸く、當寺の首を[illegible]せしめ、鼓を鳴らし[illegible]、其[illegible]の治する[illegible]に至る。

邑陀鄕（田太）

和名抄、長柄郡邑陀鄕[illegible]、本書邑陀は邑陀の[illegible]なるべし、[illegible]村に當る、今之に從ひ、[illegible]治村豐田村にあたり、谷[illegible]郷の北、[illegible]見郷の東なり、新治の大字に太田あり、即邑陀の遺名にして、茂原の北二里。

數口、十[illegible]國二宮莊、邑陀郷、太[illegible]山滿光寺洪鐘、應永十六年己丑三月三日、大檀那[illegible]、別當二見朝[illegible]、右[illegible]鑄名、奉爲天地長久國土[illegible]圓滿、殊當寺中[illegible]內安穩、乃至諸人[illegible]故也、十方諸檀那等

（大富長藏太田滿光寺舊鐘銘）

地理志料云、邑陀、按陀當作陁字、剝本旁訓加馴太、房總志料日、邑陀郡邑、今田村存、予嘗見[illegible]部名、[illegible]雜用音訓、兼義邑字、以草体誤、石見有邑陀鄕、讀爲於保多、太田村滿光寺、應永十六年舊鐘、作邑陀鄕、集韻陁本作陁、見其證矣。

長尾（當武）

今小林、國府、北塚等を併合せ豐田村と云ふ、太田と茂原の間とす。[illegible]村志云、長尾村の橋神社、應永十年[illegible]の[illegible]日に長尾郷と見えたり。臘當は松平家忠日記に載せたり、北塚といふも同書に見えたり。

栢原鄕（場菅）

和名抄、長柄郡栢原鄕。本書伯原とあればカシハラと訓むべし、然れども帆丘の邊に萱場の名あり、栢原鄕と爲せば地形最も合す、今之に從ひ邑陀鄕の東なる帆丘町萱場村を以て栢原鄕にあつ。（萱場は今豐岡村へ入り、小萱場は帆丘町へ入る）和名抄草本部、栢、加閉、[illegible]、栢實一名榧子、加閉乃美、

本納

今帆丘町と改稱し、人口四千、茂原の北三哩、大網の南三哩、東は九十九里濱を臨み、西に丘陵を負へり。近世本納の地名を解き、帆丘の說あり、祖禁の南留別志に出づ、以て橘神社の舊傳に附會するも信け難し。

國志云、本納城趾は驛西の山上に在り、[illegible]、驛亮景吉は、土氣酒井氏の屬臣なり、永祿年間、酒井氏に叛き欵を里見氏に通し、[illegible]に安房に援り兵を借り、以て土氣城を攻めんと欲す、既にして其事覺はる、酒井中務丞胤治、[illegible]伯耆守胤[illegible]父子、夜半兵を潛めて其不意に出で、佐也北坂より（城の西南に在り）發砲進擊す、城中主將なく、頃刻にして本納城陷る、[illegible]安房に聞き、黑[illegible]道に敗報の至るに會ひ自殺、其兵離散す、法目村に十人塚あり、敗兵の葬むる所といふ。本納驛の萱谷山に洞穴あり、口は東向し、高五尺、横四尺、上圓く窄く下漸く廣し、身を屈伏して入るべし、凡四疊半の廣さなり、四面の壁は土[illegible]青黑色を帶び、堅きこと石の如し、其當面の壁の高き一間許の處に、縱二尺餘横五尺弱の穴あり、之に登れば更に上段の間に入る、縱行横[illegible]共に二間にして、凡八疊敷の廣さあり。（人類學雜志）

橘神社

本納町に在り、式內長柄郡の古祠にして、當國二宮と稱す、中世謂ふ所の二宮庄も之に由れり。祭神は日本武尊の妃、弟橘媛命といふ、而も其帆丘[illegible]の說あるは信け難しと雖、其東[illegible]州多く橘神社ありて、皇妃を祭ると傳ふるは、稍[illegible]史事實に合ふ、蓋古の[illegible]人[illegible]道[illegible]、以て其祀を起しゝのみ。

國志云、本納驛橘神社は、延喜式本國五社の一たり、三代實錄に載する所、元慶元年、上總國橘樹神に正五位下を授く、同八年、正五位下橘樹神に正五位上を授く、祭神は日本武尊の寵姫、弟橘媛なり、傳へ曰ふ、尊東夷の賊を平定し、又東長柄郡に抵り、遂に媛の遺物を收め、陵を築き橘樹を植ゑ[illegible]、[illegible]其陵[illegible]に擬するを以て、地を名つけて帆丘と曰ふ、（今本納に作る）其船具を埋むる[illegible]地を以て[illegible]と曰ふ、今[illegible]に至る、或[illegible]音田[illegible]たり、[illegible]長あり、茲に二宮[illegible]と日ふ、[illegible]に日く、[illegible]十一年本社の[illegible]に當り、[illegible]丘を[illegible]にして、[illegible]小の瓮甕十一を出す、其鐵造二、陶九とぞ。

法目

[illegible]村[illegible]して、當[illegible]に[illegible]す、今帆丘町の管内とす、下總東葛飾郡峯兎と同語なり。

[illegible]志云、今法目村[illegible]あり、[illegible]る所なるか、今[illegible]、東[illegible]り[illegible]、上古に在り、[illegible]射二部に[illegible]まで、其山嶺を[illegible]り、[illegible]、[illegible]世[illegible]く[illegible]、或は灌溝となり、或は草[illegible]となる者、[illegible]土[illegible]し、[illegible]に[illegible]の村[illegible]となる[illegible]

栗生野

今萱場、南吉田等を併合せ、[illegible]村と云ふ、法目の東一里にして、北は山邊郡界に至る。此地恐らくは山邊郡[illegible]生郷の[illegible]なり[illegible]、[illegible]の名[illegible]、[illegible]ならん。

千町

今七渡、小[illegible]、六野、谷本等、併合せ、東[illegible]鄕村と云ふ、[illegible]の[illegible]、[illegible]の東にある[illegible]り、高根村、[illegible]等の[illegible]と同、[illegible]に係り、近世の墾地とす。

國志云、[illegible]年、[illegible]の大[illegible]、[illegible]に上書し[illegible]十人[illegible]、[illegible]に[illegible]の功を[illegible]す、三年を經て成らず、治右遂に自双して之に死す、後開墾漸く成る、今の千町[illegible]なり

高根

今高根本鄕村と云ふ、千町の東南にして、一宮、一宮[illegible]也、九十九里[illegible]なれど、高汀に直接せず。[illegible]の[illegible]丘、[illegible]の[illegible]る形狀を見るに、[illegible]は南北に[illegible]、[illegible]なるものを認知すべし、皆海汀風波の動作に由りて成る。

關（セキ） 今關村と云ひ、高根の北千町の東なり、俗に南白龜（ナヘキ）の本郷と云ひ、南白龜川あり、郷内の野水之に會し海に入る。

八斗（ハット） 今古所（フルトコロ）、中里、幸治（カヤチ）、驚（オドロキ）等を合せ白潟村と改む、關高根の東にして、海濱に居る。

（南白龜）**牛込**（ウシゴメ） 今剃金（ソリガネ）、五井、濱宿等と相合し南白龜（ナヘキ）村と云ふ、關の東北に隣り、山邊郡四天木に接し、九十九里の漁家に屬す、南白龜川は剃金と古所の間にて海へ入る、茂原町の東北三里を距る、

九十九里　　安積艮齋

雲濤茫々望壯哉、平沙漠漠暫徘徊、倒覺身拔九天去、如是波從萬里來、潮雲合處疑結蜃、雪山崩處激奔雷、直連東極終無地、唯有金烏往復回、

山　武　郡

山武郡（ヤマム サンブ） 明治二十九年、山邊郡、武射郡を合同して山武（ヤマム）と改稱せしもの、長生郡の北にして、西は下總の千葉、印旛に至り、北は香取郡、及び匝瑳郡に界し、東は海洋にして、九十九里濱の中部を占めたり。故に西方は岡陵起伏して、陸田畔と山野相ひ交み、海濱の方に南に長田美地濶（ヒロ）し、今面積二十六方里、人口十一萬、六町二十六村、東金に治む。

近世檢地、山邊郡は五萬二千石、武射郡は五萬四千石と數へたれど、新墾の田土、猶增加ありしを知る。

山邊郡（ヤマベ ヤマノベ） 明治二十九年、山武郡の新號に就きたり、即山武の南部にして、長柄（長生郡の北部）に接したり。

山邊は和名抄、也末乃倍と訓み、七郷に分つ、後世也末倍と云ふ。蓋往時民人皆此の初め、專其山丘に倚りて繁殖せるを以て、山邊の名出づ。和名抄、長柄、山邊、武射等三郡の地、其諸海に郷名を缺くは、當時猶自立して郷を結ぶの漁村なかりしを想ふに足る。中世南北の分部名を唱へ、文明十年に土氣郡の稱號あり。上總町村志云、鎌倉聖天堂、建武元年文書、及同正平十七年十九年文書等に、北山邊郡の名あり、然るに其南山邊郡と記せる者、いまだ見えず。地理志料云、鎌倉淨光明寺元弘三年綸旨、有山邊南郡、光明寺藏永正十七年文書北山野邊郡、是料可引、上總古文書に曰く、

上總國山邊南北、並下總國香取等地頭職、春日部判官重行跡、若法師以下知行、不可有相違者、天氣如此悉之、

延元元年八月三十日　　左中辨（花押）

（武北[illegible]）**武射郡**（ムサ） 明治二十九年、山武郡の新號に就く、即山武の北部にして、下總匝瑳郡に接したり。

武射は和名抄、十一郷に分る、比隣に見えず、蓋く民人の集合せるを知る、國造本紀に、

武社（ムサ）國造、志賀高穴穗朝（成務）御世、和邇臣祖、彥意祁都命孫、彥忍人命定賜國造、

と云ふ、上古已に一國を成して國造に分てり、但し當時の分域は山邊郡をも兼ね、其南方長柄、埴生は伊甚國の管轄と想定すべし、山邊郡、武射郡の名は共に萬葉集に始見すれども、其郡分割は、上總國始置の際に外ならず。

後世、山邊郡内に武射莊を唱ふる村ありて、武射郡内にも山邊莊を唱へしは、中世の莊田散在、封邑區分の習俗に出で、境に混れし者ならん。

（牟邪）古事記傳云、掖上池心宮の段に「天押帶日子命者、牟邪（ムザ）臣之祖也」と、牟邪は即武社なり、續紀「神護景雲三年、陸奥國牡鹿郡人、春日部奥麻呂、賜姓武射臣」とあるは此族人ならむ、天慶三年紀に、武射臣助守なども見え、大和國の身狹と同じからず。地理志料云、扶桑略記、將門略記、上總武射郡人、日本靈異記同、坂上古系圖、田村麻呂子雄高、居武射郡、稱武射七郎、千葉大系圖、常胤孫胤、日武射氏、寛文中始作武佐郡。

九十九里濱（クジフクリ）

夷隅郡の東北端太東埼（タイトウ）より、下總海上郡飯岡（イヒヲカ）に至る海濱を云ふ、沿濱の延長、今十五里、沿岸平淺、汀線灣曲して弓の如し、濱上の平原は幅員二三里に及び、其後面田野廣く、其間に沃土美地多きを以て、農漁共に盛なり。殊に其漁鹽の利は故人一國富饒、積みて丘山に等しと述べ、東海無雙の漁產地とす。

上總國志云、東總の地、海洋に面し、水天一碧茫々乎として際涯なく、南して山際内衆、洋中に突峙するもの、夷隅郡の諸岬を得ず、所謂背浦、岩和田、及び小濱八幡崎是なり、長柄郡以北一見町に至つて、巖嶼此に絶え、是より以北、平沙浩渺として、復一塊岩なし、地形灣環、凡十數里、下總國海上郡飯岡郷に至る、之を九十九里濱と稱す、古道六町を以て一里に算する也、其臨海の諸村、專ら魚を捕ふるを以て、產業を大洋海中に仰ぐ、是其海底淺く淺くして、巨舶を水底に纜し易きに因てなり、故に漁人船を馳せ、星羅を裁り、網を下して後綱を圍らし、屢細網分れて陸に致し、諸人魚貫、綱に縋して海濱に曳く、土俗之を地引網と曰ふ、時に大漁有れば、則一日に千金のみならず、或は管して膏油を取り、或は曝して乾鰯と爲す、其墳田の糞壅より大なるはなし、是鰮漁の盛なる諸浦に冠たる所以なり。東總沿海の村、夷隅郡に在る者二十村、行程六里可り、其間漁人鰹魚を捕ふる無く、鈍を馳せ罟を設け、諸を舟中に捕ふ、（鰹に八手網と稱す）、十業事蹟云、元和年中、紀州賀田浦の漁

夫、大南七重郎■■に謀び、好漁場を探らんと欲し、上總片貝矢之浦に至り、始めて鰯網を使用す、其後一宮浦の人、三代力と稱する鰯網を創め、九十九里浦の地引網成る、或は寛永の初めに、攝州西宮の人、下總銚子浦に来り、鰯網を傳ふと云へり。○關八州古戰録云、天正十八年二月十六日の夜、諸國一同に大地震しける中に、安房上總の兩國、殊更に夥しく、山崩れて谷を埋め、見るが内に岳をなす處もあり、或方に成りて、■土の■■に湧き、三十餘町干潟となる、然して同き十八日子刻許、青なる沖の方鳴動し、すさまじく響て、黒雲の涌く如く見えたりし程に、濱邊の者ども、妻子を引連、逸足を出して山上へ逃登りけるに、暫くの間、高潮打寄て、洪波漲り来り、數十丈の岸腹まで押浸して、漁家民屋ことごとく浪に引れ、人馬の溺死其數を量り難く、堤切れ■断えて、陸地を船にて往還をなす、總て安房、上總、下總、浦々四十五ヶ所、一同に高波押騰たり、此故に鰻の谷、鯛の谷などとて、其時大魚の打入られし谷々、今の世までも遺れりとぞ、常陸國の湊々も大概是に齊しかりし。

不生郷（フニフ）

和名抄、山邊郡不生郷。○今片貝村の邊に深生の地名あれど、沿濱の漁村にして、古代の郷里にあらず。凡長柄、山邊、武射の三郡、九十九里の沿濱漁家には、和名抄の古郷を見ず。されば此不生も今の福岡村、増穂村にあたり、長柄郡粟生野の北に接する地たるべし。即長柄郡栢原郷の北にして、山邊郡の東南邊に當る。

吉田（ヨシダ）

今上谷、下谷、依古島、下倍■、長國、九十根等の小村、相合して福岡村と云ふ。大網の東一里、九十九里濱、四天木■の西一里許。この吉田は長柄郡の吉田に對し、河■は北吉田、いふ、■長の吉■に、吉田郷と云ふはいづれにや。

かつさの國、よし田の郷の所う庄、はむかんしけちかた、後家あま御前に、はからひまいらせ候所也、あなかしこ、

應長元年十月廿四日　　さた茂　はん

隱語閣雜裁云、この文書所う庄とはソカ庄なるべし、表にも僅にも見あれど今略す。

依古島（イコジマ）

今吉田に合せ福岡村と改む。地理志料云、依古島有大網城址、傳云、大永中畠山重康居此、重康者重忠之裔、其子葉、元久中從安房徙城于此、至重康併有土氣城、遂爲酒井隆敏所陷、重康奔、在上谷常福寺、即其自盡處云。

柿餅（カイモチ）

（清名幸谷）

今清名幸谷、横川、飯塚等と相合せ、増穂（マスホ）村と改む、吉田の西にして、大網町に直接す。松平家忠日記に、天正二十年、上總國にて、十五郷四千石を知行す、とある目錄に、

はんやの郷、こしあて、吉田、鳥はみ、戸田、宮田、東金近邊、青倉、平川、と谷、かきもち、さけほうし、傳島、北塚、丹尾、せいなこうや、以上拾五郷、

と載す、吉田かきもちは既に見え、傳島は今大網町の管内に入り、せいなこうやは即清名幸谷なり。方俗荒野といふに、幸谷の字をあつること一般の習とす、又清名とは見（セナ）の義なるべし。東鑑、文治五年二月、安房上總下總等國々、多以有荒野、而庶民不耕作之間、東國公私之煩、仍招居浪人、令開發之、可備乃貢之旨、被仰其所地頭等云々。

草野郷（カヤノ）

（萱野）

和名抄、山邊郡草野郷。○今瑞穂村に大字萱（カヤ）野あり、されば此邊を云へるなり、即不生郷の西、長柄郡界に臨める地とす。然るに草野の西方、土氣郷は和名抄に見えず、蓋當時未開に屬せしならん。

永田（ナガタ）

今小中村、萱野、■房、駒込等と相合せ瑞穂村と改む、長生郡本納町と、本郡大網町の中間とす。

駒込（コマゴメ）

（堀代）

今瑞穂村へ入る、鎌倉圓覺寺文書、至徳■■の■■もの[illegible]に上總國堀代郷■■、■■郷は寺領たりし由見え、又土氣郡堀代郷内、駒込、小夜内村とも記せり。駒込即此にて、古は堀代郷といへる名もありしなり、[illegible]

大網（オホアミ）

今大網町、人口三千、房總官道の名驛にして、千葉より十四里、東金への支線は此に分つ。

大網郷、本國■天正十九年文書に見ゆ。○地理志料云、[illegible]、有大網社、崇祀其祖者。

本國寺（ホンコクジ）

（宮谷）

大網に在り、上總國志云、法華山本國寺は法華宗勝劣派檀林たり、（寺境[illegible]石餘）往昔[illegible]にして、善興寺と稱す、[illegible]、土氣城を築くに及び、此地鬼門に方れり、故に八幡宮を再建し、特に崇敬を加ふ、因て■を名づけて宮谷（ヤツ）と日ふ、（八幡は古よりの鎮守とぞ）中興法師は僧日朋なり、天正十九年、寺田十石の朱印を賜り、元和八年、■■一派の檀林を開く、又寶珠山藻原寺あり、同宗同派、明暦■年、僧日■開基、[illegible]、宮谷檀林は、明治二年宮谷縣假廳と爲す、四年廢す、後學寮廢頽して舊に復せずと雖、本堂、祖師堂等、廣大莊麗にして觀るべし。

高文郷（タカフミ）

和名抄、山邊郡高文郷。○今大網町及び山邊村なるべし、山邊村大字金谷に高文の小地名いこる、又高■寺ありて、中世たかふみとも訛れることありしを知る。

金谷（カナヤ）

今大竹、南玉、池田等を合して山邊村と改む、大網の西、土氣郷の東とす。（山邊とは本郡の古名なるが、郡内南北に渉りたることとし）

南玉（ミナミタマ）

地學雜誌云、明治二十八年、[illegible]、山邊村大字南玉に、長さ三十八間の大■■■■を發見す、■■其發見地は、地學■ふ所の第三世紀砂岩にして、■石を含

有す、遺骨は脊椎四個相連續して、四條の肋骨を存するものと、頭骨の一部と思はるゝ者なり、著しく歯有髪鬚の遺骸、我邦の[illegible]紀層には、從來哺乳動物の化石を出だせしことの稀なれば、殊に珍らし）

土氣（トケ）

今土氣本郷村といふ、大網の西一里、林野[illegible]連、千葉郡市原郡に連なる。土氣の郷名は和名抄に見えず、當時荒蕪の闢地歟。中世千葉の一族此に據り、土氣の名始めて著れ、土氣郡の私稱は、或は山邊郡に代れり。文明以後、酒井氏之に居り、千葉、里見の兩宗の間に介在するを以て、兩宗に臣屬し、邑内[illegible]日蓮宗を奉す、謂ふる七里法華是なり（七里とは土氣、東金に涉れる道程也）天正十八年、酒井氏五世にして、遂に亡ぶるも法華の信奉は舊に依る。

國志云、土氣里の東北に城址あり、東南は山谷の天險に據り、東北は山を鑿り、屈曲路を通す、山上の址地、壘若數千歩、是は其の守城址也、今は畠田となる、[illegible]志に曰く、土氣城は酒井氏の前に在って、千葉氏の臣、土氣三郎と稱する者之に居る、酒井定隆は遠州の人、里見義成に仕へ、中野[illegible]地に在り（今千葉郡内とす）を築き、累に武功を奏し、遂に本國一半の地を有つ、長享二年、土氣城を築き、之に士兵を置き、總中守と稱す、是に於て僧院を外部に遣り、以て日泰を請ひ之に居らしむ、且領内をして日宗に改めしむ、俗七里法華と稱す、日泰沒して後居を改め佛舍となし、如意山本壽寺と號す、中野城中に於ても亦一剎を建て、本壽寺と號す、共に現存す、後定隆薙髪して清[illegible]入道と稱し、東金城を築き、三男隆敏と共に之に移る、天文年間、里見氏衰へ、酒井氏亦叛き北條氏に通す、同十七年、酒井伯耆守胤治、小田原城に在り、明年城陷るに及んで、淺野長政土氣城を收む、土氣酒井氏五世は、定隆、定治、玄治、胤治、康治是なり、其遺墳は里邊の松原に存る、壘々たる荒塚、松數株あるのみ。

本壽寺（ホンジュジ）

土氣町の西南に在り、[illegible]五年、邑主酒井氏の建立、現時寺域十町八段、寺什酒井氏寄附する時の遺物を藏す、[illegible]二面、各高一尺許、幅一尺五寸、[illegible]にして、上方二孔あり、紐を穿って懸垂する者に似たり、右牛若圖、左弁慶圖、共に無款、而して筆法古雅、設色精密、剝落太しからず、背書に曰く「奉掛卷大日神、右願成就如件、天正七年己卯十二月廿六日、酒井伯耆守胤治敬白」と、[illegible]神は[illegible]、[illegible]卷物の一幅、數圖書なるあり（國志）

土氣古城由來記云、酒井小太郎定隆、遠江國の住人にして、[illegible]、里見氏に頼み、上總に移らる、某年下總國千葉郡濱野村に、日泰聖人逆、知行[illegible]の寶處あり、圓頓妙心寺院と號し、文明己丑年、濱野郷に於て昔の堂を興し、自一字を請ふ、即如意山本行寺是なり、かくて定隆日泰に歸依し、國內改宗せしめ、[illegible]、本壽寺の二寺を營み、國中の貴賤、寺商の德に服して[illegible]ふが故、皆一宗に歸依、云々、

今按、[illegible]大草氏、[illegible]の頃、下總の東下野常陸、相具して東國へ下向したる人は、濱武部少輔泰行と云ひ「總州とけ、とう金先祖」と註したり、酒井氏以前の事なり。

大椎（オホシヒ）

今土氣本郷村の管內とす、土氣町の南西一里、市原郡界に在り。○[illegible]村誌云、大椎村は、慶長十六年[illegible]打水帳に、大椎[illegible]となす、城址あり、相傳ふ、初め上總介忠常之に築城し、又下總國香取郡に[illegible]、其子常[illegible]重[illegible]之に居る、常[illegible]其子あり、之を六郎と稱し、亦同各同邑に在りて本城を守らす、大治元年六月、常重[illegible]を其子常胤に讓る、常胤下總國に[illegible]、[illegible]年[illegible]らず、云々、今悉く山林たり、城山と呼ばる、○濱野本千葉系圖には、忠常、常將等の大椎に居れる事を見ず、近年の新修系圖には、種々の捏造あり、たやすく信け難し、濱野本には、土氣の常[illegible]の諸子中に、大椎五郎胤常あるのみ、疑ふべし。（大友、上野を參考）

小食土（ヤサシド）

今土氣本郷村の管內とす、小食土にヤサシの訓あるは其故を知らず。

山口郷（ヤマクチ）

和名抄、山邊郡山口郷（今、大和（ヤマト）村にあたる如し、高文郷の北にして、其の大和村に大字山口存す。

國志云、山口村、常安寺は、往昔石田庄司常安の居る所なりと、然も其の由來年紀を詳にせず、寺に接して山有り、山下奇穴あり、（俗言千段（センダン）穴と呼ぶ）其洞口二尺に滿たず、匍して其穴內を窺へば、幽徑一丈許、北西別に小竇を開く、匍匐して入るべし、入れば又空室あり、數へて幾門室に至るも、之を窮究する者なし、想之を鬼工と謂はんか、將人造とせんか、凡上古穴居の蹟、今に存する者を視るに、皆東面に向して、近傍甚深遠ならず、專ら大氣の流通、陽光を迎ふるの地位を占む、然らば是れ穴居ならず、葬穿ならず、眞に怪むべし。○人類學會報告云、常安寺千段矢倉は、洞穴匍匐して入るべし、穴內は廣濶にして、横一間半、奥行三間半、兩壁に各又支洞あり、徑各五尺許にして、上に向て蜂窩狀に鑿てり、右なるもの深一間、左なるもの深一間半、その上は塞りて通せず、此穴を出てゝ南すること廿間、又一洞穴あり惡氣磅礴して入る可からず。

小西（コニシ）

今山口、[illegible]、田中等と併合して大和村と改稱す、古城址あり、千葉の族臣原肥前守胤親の築く所とぞ、胤親の墓は正法寺に在り。○國志云、養安寺村[illegible]、御嶽大神は大藏王權現と稱す、小西城山の東嶺に在り、參道一百餘級、古木蓊鬱、山谷幽邃にして、遠近人民の崇敬するところなる、小西村に古刹あり、妙高山正法（シャウボフ）寺と號す、長祿二年、[illegible]日意開基、當時の郡主原肥前入道行朝、深く

日蓮を崇信し、遂に其居館を捨して佛舍を作り、正法寺と稱す、伽藍を設立す、寛文四年、徳川幕府に謁し寺法を説き、賞せられて東金町所在の行館を賜はる、今の當寺是なり、寺田二十五石、後西院帝皇女、理寶宮御書、妙高山の扁額あり、梵鐘一口、銘に曰く寛文元辛丑年、南紀太守源頼宣、云々。

本化別頭佛祖統紀、南總小西檀林開山、日裕上人傳云、偶諱日脩、字[illegible]、號通玉院、天正中、平賀日悟、構小西談林、以開千[illegible]、俾往而垂帷、學徒不[illegible]、禪祖開之、飯高、中村、小西同時濫觴、賜盧法之印也、小西正法寺者長禄二年戊寅、原氏胤貞等令創建(肥前入道行朝)廢闕爛院堂、爲法華堂、請平賀日意上人、謂開寺之式、意上嗣時號妙高山正法寺、日悟者小西第七代、平賀第十五代主也、

福俵（フクダハラ）

大網と東金の間にして、山口の東に隣る、今相合して大和村と改む。

（田中）田中村も今大和村へ併せらる、日宗寶珠山法光寺あり、長享元年、僧日泰開基する所、舊檀院八區、寺田十八石を有せり、什寶中の主、靈白色、徑二寸、又閻羅の古木像あり、高さ二尺許、像の背を検するに、銘あり曰く「文明十五年己亥四月、[illegible]之造」、[illegible]數字[illegible]

[illegible]に讀む、し、雄蛇（ヲジヤ）池は田中村に接す、[illegible]應三年[illegible]其堤を築く、[illegible]周廻[illegible]、[illegible]郡[illegible]堤と[illegible]抗すべきなり。〔國志〕池面約六萬三千坪、灌漑の利一千町[illegible]と稱せらる、又一説、[illegible]は慶長十九年、島田伊伯の督役に成るとか。〔町村志〕○房總志料云、山邊郡の人語りしは、田中村[illegible]に接すといふ處に、道傍に古塚あり、相傳ふ、山邊赤人塚是なりと、嘗て、北にや、農夫の民、塚を發し朽たる木像を[illegible]得、其跡[illegible]出[illegible]、法興寺といふ[illegible]士人[illegible]赤人の塚といふ事不知、法興寺といふ日蓮派の寺の管掌に投す、法興寺は東十箇寺之其一、（雄蛇池）

寺領十八石、寶珠山と號す。

小野（サノ）

今油井、丹尾（タンノチ）、山田等を合せて、丘山（チカヤマ）村と改む、田中の北とす。東金より千葉往來の捷徑とし、千葉郡中野驛へ一里、東金へ半里。

丹尾（タンノ）

天正二十年、家忠日記に見ゆ、此邊は下總千葉郡印旛郡へ交界する地なれば、古文書に堺（サカヒ）郷と云ふにあたる歟と疑はる。

（堺）當寺領、上總國山邊北郡内、堺郷、井鹿見堺、相模[illegible]多波野庄、[illegible]津村一分等、知行不可有相違候旨、天文[illegible]所候也、仍執達如件、元弘三年十月五日、淨光明寺長老如佛上人御房、右兵衛[illegible]、

油井（ユヰ）

今丘山村の大字とす、小野に接し、田中の北なり。中世は鎌倉淨光明寺領に屬し、湯井郷、堺郷と并稱せられたり、北隣の地なりしごとし。

（湯井）上總國湯井郷事、沼田孫七入道妙覺、雖申子細、於妙覺者可宛給其替、不當郷者、任觀應三年十月十五日御寄進状旨、領掌不可有違之状、如件、貞治二年二月廿七日光明寺長老、某氏。

淨光明寺雜掌賢秀申、上總國北山邊郡、湯井郷内越田漆段大、井給分方田地壹町參段小、及政所屋敷免事、早止千葉介家人等押領、任觀應三年十月十五日御寄進状旨、可被沙汰付下地於寺家之状、如件、貞治三年四月十六日、伊豫守殿、某氏。

岡山郷（チカヤマ）

和名抄、山邊郡岡山郷。○今丘山村(小野)東金町にあたる、山口郷の北なり、この二郷共に地形を以て名つく。

東金（トウガネ）

今東金町、人口九千餘、台方、田間（タマ）、大豆谷（マメサク）、北野等をも兼併す。東上總の盛邑にして、山武郡役所此に在り、鐵道は大網へ四哩、以て千葉へ通す、十八哩。東金或は鴇ヶ根に作る、もと峰名に出づる歟。

（鴇根）地理志料云、鴇[illegible]中日、東金町舊名岡山村、是郷名遺

也、後日[illegible]、天正十九年[illegible]、東金[illegible]、西[illegible]之[illegible]、房總治亂記[illegible]、東金城[illegible]、大豆谷村日枝社傳記「[illegible]同中、[illegible]邑[illegible]」[illegible]元年、「[illegible]之地」[illegible]、日本紀[illegible]、和名[illegible]、最[illegible]也、[illegible]東金町、[illegible]。（東鐘）

土[illegible]國[illegible]、東金[illegible]、[illegible]其[illegible]、一里[illegible]、東[illegible]其[illegible]大[illegible]、東は九十九里[illegible]十里、[illegible]路[illegible]村[illegible]、故に人民[illegible]數十村、東東金[illegible]、慶長十九年、徳川官公(家康)始めて東金[illegible]及び近境を遊行するや、當時專ら道路を開通し、曠地に在ては松樹を植ゑ、田里に在ては溝渠を設し、荒蕪を拓き、間々鶴鴈を捕る、此時に方り公の宿營を本漸寺東に造り、(後来[illegible]陣屋地となる)[illegible]自輪村より樹を取り、公親ら之を植う([illegible]本地[illegible])[illegible]と云ふ)[illegible]九日の東[illegible]、[illegible]十[illegible]年に至りて命あり之を留む、寛文四年、故の[illegible]を[illegible]これを小西村正法寺に賜はり、[illegible]、今に存す。（邊田方）

東金城址（トウガネ）

鴇が峰に在り、相傳ふ酒井下野の一族、酒井治部之に居り、長享[illegible]頃に[illegible]、千葉氏の屬城なりし也。里見[illegible]曰く、[illegible]年、里見[illegible]、[illegible]當里より東金に至る迄の九城を略取すと、然れば當年已に東金城あり、殊に酒井氏の新築には非じかし。今其墟を察するに、山頂の高峻に在り、老杉[illegible]、嶺上[illegible]尺、東海の[illegible]、遠く望みて[illegible]（國志）（鴇峰）

町村志云、東金城址は市街の西山に在り、大永元年、土氣城主酒井定隆本城を築き、[illegible]に讓る、[illegible]東城主となり、備中守と稱す、宗[illegible]定治と共に里見實堯に從ひ、享祿四年死す、敏治、隆敏の嫡子なり、敏房、敏治の嫡子なり、[illegible]の[illegible]の、宗[illegible]と共に北條氏に屬す、敏辰、敏房の嫡子なり、天正十八年、[illegible]治と共に小田原城に入りしが、本城は豐臣氏の軍に收むる所となり、酒井氏遂に亡ぶ

本漸寺（ホンゼン） 東金に在り、大永中酒井氏の開く所にして、土氣本壽寺と同く、日[illegible]、[illegible]萬寺領三十石を傳へたり、[illegible]門の西北に[illegible]り數十歩、六[illegible]遊び、[illegible]、清[illegible]寺觀水を隔て、青山環合す、[illegible]に一[illegible]なり、天保中、梁星巖此地に遊び、東金郭外小西潟の句あり、備後てん之に賦するもの多し、或は八鶴湖と名つく○本漸寺に古鐘を置く、弘安三年、大檀那[illegible]臣久時と[illegible]し、田間村上行寺の舊藏といふ、

八鶴湖邊[illegible]、[illegible]
雨點如人渡北來、

西福寺（サイフク） 東金八鶴湖の北岸にあたり、[illegible]の下とす、其寺傳に、文明十一年、[illegible]日[illegible]の開く所、其[illegible]にて天台の教寺にして、最[illegible]と[illegible]せり、[illegible]、上[illegible]の兵[illegible]た避け來住したる遺址と云ふ、寺域一萬七千坪あり、近世寺領三十石、寺什に智者大師の畫像あり、（高四尺[illegible]二尺）摺筆[illegible]細、金碧精密、賞[illegible]すべし、[illegible]は[illegible]に書する所、歟に曰く、

「天台沙門[illegible]、[illegible]和[illegible]、[illegible]、[illegible]、天台
貞元廿一年正月廿日記、[illegible]」

又金鼓鰐口あり、其一の銘に曰く、

文明十八年丙午、極月吉日、上總國管生[illegible]、椿長谷寺鰐口、

その二の銘に曰く、

八幡宮鰐口之事、東金[illegible]最福寺、[illegible]、天文十八年己酉、[illegible]月、[illegible]戸平四郎[illegible]、

田間（タマ） 今東金町へ併せらる、即東金の東北に接する者也
○田間村は東金に連接し、市店比居す、西丘の下に玉前神社あり、[illegible]に[illegible]村と稱す、[illegible]志は曰く、一宮玉前[illegible]社、[illegible]、[illegible]、社人其[illegible]を奉し、[illegible]を[illegible]けて下[illegible]に[illegible]るの日、[illegible]に[illegible]する時と爲り、田間村の林中に[illegible]を[illegible]せしむ、[illegible]に[illegible]、[illegible]の名を[illegible]に出て、[illegible]の[illegible]を[illegible]る[illegible]なダマムロと云へるが、村名にうつれるならん、永祿の[illegible]に[illegible]す[illegible]、[illegible]志云、田間鄕、[illegible]方[illegible]、[illegible]、一[illegible]、[illegible]三年[illegible]、田間上行寺、正[illegible]中北[illegible]、寺[illegible]田[illegible]、[illegible]九十九里[illegible]中[illegible]、[illegible]富風[illegible]、日本紀云、[illegible]、[illegible]名[illegible]子[illegible]

菅谷鄕（スガヤ） 和名抄、山邊郡菅谷鄕、○本書[illegible]は菅の[illegible]なるべし、松之鄕に[illegible]、及び[illegible]の名のこ[illegible]、[illegible]今の[illegible]、[illegible]山鄕の北、武射郡界に至るの地なり。
[illegible]、[illegible]、今[illegible]菅谷及[illegible]、[illegible]、八[illegible]、[illegible]年、北[illegible]、[illegible]鬼[illegible]、久我[illegible]、[illegible]建長元年、北條長[illegible]、[illegible]下[illegible]、[illegible]三[illegible]

松之鄕 今[illegible]、[illegible]、[illegible]町[illegible]、田間の北にして、[illegible]東[illegible]と改、[illegible]の[illegible]に久我臺（クガダイ）の[illegible]、[illegible]位し、[illegible]たり、[illegible]に曰ふ、建長七年、北條長時房總二國の守護職となり、[illegible]及び下[illegible]郡[illegible]村に壊さ二壊を[illegible]す、其[illegible]、[illegible]を[illegible]さ之を管す、元弘三年、寺[illegible]し、[illegible]て[illegible]す、[illegible]門外に古[illegible]碑三基あり、其大なるは三層にして、七五尺許、[illegible]之に[illegible]。
（久我臺）

求名（グミヤウ）（郡名） 今公平村へ入る、松之鄕の東にして、武射田へ近接し、[illegible]田鄕とす[illegible]の下に[illegible]たる、享[illegible]二年[illegible]に[illegible]名[illegible]、十[illegible]字「[illegible]野村」とは即此なり。十[illegible]字の[illegible]今[illegible]ら[illegible]ど、[illegible]野とは[illegible]谷に作り、[illegible]の[illegible]な[illegible]

布田（フダ） 今[illegible]、[illegible]、武射（ムシヤ）等と相合し、[illegible]と改[illegible]の西北にして、[illegible]の間に[illegible]、[illegible]界に[illegible]たり、其北隣は西武射郡木原、椎崎なりし、近世印幡郡小間子の牧の駒取場は、布田の極樂寺と字する地に在りき。
[illegible]志云、[illegible]に曰く、本[illegible]古[illegible]を[illegible]し、[illegible]の[illegible]、[illegible]なりし[illegible]せり、[illegible]に會し[illegible]して[illegible]を[illegible]む、[illegible]上[illegible]の[illegible]上[illegible]なりと、[illegible]に、[illegible]の故[illegible]に、[illegible]上[illegible]に於て奉行すと見ゆ、[illegible]の[illegible]上[illegible]とある[illegible]同じ、[illegible]今の[illegible]、[illegible]、[illegible]の[illegible]なるべし

武射鄕（ムシヤ） 和名抄、山邊郡武射鄕、○今[illegible]にあたる[illegible]、[illegible]武射[illegible]ありて、[illegible]射郡界に接し、岡山、[illegible]の[illegible]なる[illegible]に[illegible]て、直に海濱に到らず。

武射田（ムシヤダ） 今二又、關内、堀内、殿[illegible]、[illegible]、高倉、御門等の小[illegible]合せて[illegible]と改め、東金の東方なる[illegible]にあたり、[illegible]、一[illegible]、[illegible]抄に[illegible]す武射[illegible]と云ふ[illegible]、[illegible]射[illegible]に[illegible]されたり

海保（カイホ） [illegible]山[illegible]沿海の[illegible]村を[illegible]へて、[illegible]と云ひ、又[illegible]土[illegible]と呼びたり、[illegible]とは[illegible]の文字を[illegible]に[illegible]、[illegible]ホ、カイホと[illegible]れる者とす、[illegible]の[illegible]の[illegible]部を[illegible]に、カイフの名あると同じ。

國志云、古へ山邊郡海保郷に、東土川荘と稱へたる邑落一村名あり、今其村は東土川荘の一村に存するのみ、凡中古の土荘と稱するは、此等や[illegible]諸村の荘邑なるべし、按するに、東金城酒井氏の兵、その屯田養給せられしものに、東土川郷より、[illegible]十とす

[illegible]　今[illegible]目、粟生等と合し、[illegible]村と改め、古射田の南東金の東、依古島の北にして、作南に居れど、濱に直接せず、古の東土川領の中とす

四天木（シテンギ）　濱の漁村にして、上總郡界に在り、東金の東南三里半、今今泉、白草等と相合せ、白里（シラサト）村と改む。故人四天眾來の說あれど、正解にはあらざるべし。（白里とは、百里に一を缺けば、九十九里なる喩にて、命名したりとか）

（白里）

國志云、四天木は四天寄の義とぞ、（四天像漂寄と云ふなり）漁家の父老相傳ふ、往時數伮の浮槎あり、此海濱に漂寄す、偶[illegible]採りて其村に留り、四天王の像を造る、武射郡松谷正覺寺に置くもの是也と、今正覺寺に物徂徠の語碑存ありて、此事をも併せ記せり。

片貝（カタカヒ）　今片貝村と云ひ、東金の東二里、濱の小關市とす、東土川荘は片貝の西に隣る。（今正氣村と改む）凡片貝、古は村の左右は近世昔海保莊、東土川領の總名に屬せられたり

粟生（アフ）　今粟生、[illegible]野、不動堂等と相合せ、豐海村と改む、片貝と四天木、今泉の間に散在す。和名抄に、山邊郡禾生郷ありと、其名は此濱の粟生に由るにて、吉田、依古島の邊ならんとの說は、上に載せたり。又淨光明寺（鎌倉）文書に、[illegible]領内眞珠寺[illegible]、云々と記す、眞珠寺とは其粟字の地に在りしならんが、今詳ならず、

淨光明寺領、相摸國金目郷北方、同國波多野庄内平澤村、四宮庄内[illegible]今里、[illegible]男衾郡和田郷、伊豆國三津庄内四ヶ村、上總國北山邊郡粟生郷、湯井郷、草蔵[illegible]領同國[illegible]名郷内十文字[illegible]野村、相模國吾野庄内[illegible]田郷同國波多野庄內大槻村、同國淨光寺領矢田[illegible]郷、上總國[illegible]郡最勝寺領[illegible]、同國[illegible]郷內[illegible]、役等[illegible]雜役諸公事課役、并守[illegible]、[illegible]、仍且[illegible]、如件、享德二年十二月十五日、當寺長老、成氏、

作田（サクダ）　今小關、白幡、木須賀等と相合し、鳴濱村と改む。片貝の北なる濱村にして、西は武射田（豐成村）に導り、北界は舊武射郡松谷、井内に至る。

松谷（マツガヤ）　今井之内、小松、木戸等と相合し、緣海村と改む東金の東北三里にして、九十九里の濤濱に在り、栗山川此に來り海へ入る。

松谷勝覺寺（ショウカク）は眞言教刹にして、釋迦堂あり、元祿十五年物徂徠の撰述に係る綠起一卷あり、其要文に曰く、

與復、上總國武射郡、山邊莊南郷松谷村、[illegible]德山勝覺寺之釋迦堂、并四天王緣起、

謹按、斯堂草創之年紀、悠遠莫知其幾百年矣、近者淨信之士、改割千手觀音妙見二堂、[illegible]其舊材、凡需消剝之色、[illegible]之痕、與新堂之材、不相上下、二堂各有上梁銘書[illegible]其文于、一則七百年、一則九百年、故爲斯堂[illegible]八九百年之久也、[illegible]不能的指其[illegible]之所在也、[illegible]上梁銘曰、[illegible]元[illegible]年、[illegible]郡、[illegible]、又有銘[illegible]、日延德三年庚戌、又有一銘曰、天正十九年、[illegible]、[illegible]當[illegible]像一[illegible]、[illegible]今其跡[illegible]存、左右夾侍、[illegible]各一[illegible]、今其存焉、[illegible]四[illegible]、近里漁民之所獲也、今見[illegible]四天寄[illegible]、[illegible]之南[illegible]之謂也、其村[illegible]此三里許、年歲之久、近[illegible]者

（正覺寺）

云、

右常[illegible]法華堂[illegible]日[illegible]、[illegible]、[illegible]、云々、

小松（コマツ）　今松谷に合せ、緣海村と改む、[illegible]年文書に此村名見ゆ。

[illegible]、上總國武射郡內小松郷事、早任當將之旨、[illegible]、可[illegible]之、仍如件

文和元年十二月廿日、[illegible]

木戸（キド）　今緣海村の大字とす、天正十九年[illegible]の文書に、木戸鑿之郷と云ふは此ならん。

[illegible]知行書立之覺

〔一〕貳百貳拾六斗六升八合　岩付領上[illegible]之内

貳百九拾五石八斗八升四合　同領大宮之內

貳百五拾石五斗六升七合　上[illegible]、青柳之郷

六百九拾石六斗七升七合　同國戶近邊、木戸[illegible]之郷

、拾石貳斗四合　同所[illegible]之内にて

合　千五百穀

右之分可有御所務候、[illegible]、其上

郷七月　日　伊奈[illegible]長谷川七左衛門尉、[illegible]十兵衛

粟生　[illegible]右衛門殿

曾根合は今[illegible]因、高谷等と合せて[illegible]村と改め

蓮沼（ハスヌマ）　今蓮沼村と云ひ、小松、松谷の東北一里にして、九十九里濱の一關市とす、[illegible]、村[illegible]之に[illegible]。

國志云、[illegible]に[illegible]あり、父老の言に曰く、[illegible]十九里の[illegible]、[illegible]、是れ古の制なり、此祠の地、南北の中央にあたる、故に一祠を建てたりと、口碑の傳ふる所、錄して他日の考正に供す。

屋形（ヤカタ）　今上堺村と改む、蓮沼の東北一里にして、下[illegible]

瑳郡と栗山川の一派を以て相限る。〇地理志料云、屋形蓋上總介平直兼所館、亦據郡司故責也、天慶亂、直兼取間道、自武射小路、至神前津、舟入常陸、與平國香會、是也。

借毛(カリゲ)(木刀) 今折戸、唐根、木刀等と相合せ、大平村と改む。蓮沼の西なる瘠卑平坦の地を占め、栗山川其西邊を流る。或は曰ふ借毛、折戸の邊は和名抄、巨備郷にあたる歟と。

折戸(ヲリド) 今大平村の大字とす。〇地理志料云、和名抄武射郡巨備、訓闕、按當讀云古毘、小澤氏曰、折戸村大宮社傳記「右稱巨備神社、祀大山咋、大己貴、少彦名三神、爲近隣十一邑鎭守」是其遺名。

巨備郷(コビ) 和名抄、武射郡巨備郷。〇今詳ならず、是れ折戸大神宮の傳記に據り、彼地に擬定し得べしと雖、猶一段の考覈を要す。

南郷(ナンゲウ)(横地) 今の南郷村、及び松谷へかけて、武射南郷の稱あり、近年横地、五木田等を相合して南郷村と云ふは、松谷と富田の間なる廢庄なり。南郷とは、神鳳抄に「武射御厨、一名南郷」と載せ、中世伊勢神封の地なり。蓋郡南の別邑を割きて、神封に寄せし者とす、其序の古跡、猶所傳ありや否や。

成東(ナルド)(鳴渡) 今成東町と云ひ、人口三千五百、隣近の聚落、津邊、板附、湯坂等をも兼併したり、東金を去る二里。成東は古書鳴戸、又鳴土、鳴渡等に作る。市内に入道山あり、天正十八年、徳川公江戸入府の初め、其臣石川長門守康道、鳴渡二萬石を賜ひ、入道山の故城に居る、慶長五年、康道濃州大垣城へ移り、青山常陸介幸成の邑と爲り、元和六年に至り廢城。元祿十三年、結城藩水野氏の陣屋を、入道山の下に建てられ、大政變革に至れり。國志云、鳴戸驛西に城址あり、總森記に曰く、鳴戸城は羽賀越前守常道の居なり、天正十八年、總南城主武田信英、大瀧城主正木大膳、白井城主原式部の萬木城を攻むるや、鳴戸の羽賀も之に與黨たり、時に鳴戸元唱寺に新義論と名つくる怪物栖めり、乃此妖怪退治に托し、諸將を來會す、怪物は長四尺許、狀新に似て、面は猿のごとし、云々、按するに鳴戸は本來千葉氏の屬域にして、印東の族移りて之に居り、後沿革する所ありて、羽賀の族之に居る。

不動院(フドウ) 國志云、鳴戸の驛は市廛相櫛比す、其地田野灌漑の利最宜しと云ふ、驛西に石塚不動院あり、其山甚高からずと雖、怪岩奇石、重疊相倚り、一大假山の觀あり、不動明王の殿其上に架す、東方開闊、眺望絶大なり、凡東總の山一石を見ず、而て獨り此成東の一體、磅礴斯の如きもの、豈奇ならずや、近邑の人石を採り村に造る、稱して成東石と云ふ。〇房總志料云、埴生郡千田村稱念寺の如來佛は、海中出現と傳へて、蛤蜊の殼を着し、又武射郡鳴士村不動堂に、廬舍那の小像一軀あり、高五寸、是も貝殼を着く、實に膠漆刀彫の比にあらず、按に、文明年中、土氣の酒井氏、日蓮派の日泰を信仰し、其領國内悉く彼一派たらしむ、當時他門他徒の寺院を毀却し、其佛像を海中に投ぜしは、土氣の事を記せし者に見ゆ、彼二佛も其時海に沒し、貝殼の着きたるにてもあるべし。〇近時の一書に、成東不動院の縁起を援引して、九十九里濱の地變を論證する者あり。然れども其縁起文、後人の臆説に出でし者、固より古書に非ず、以て強據と爲すべからざるや、勿論也。

九十九里平地の、上古瀕海たりし事も、明なる事實にして、武射郡成東石塲山不動尊の縁起に「天平中、僧行基東遊、而來此、憫海中漁舟覆沒多溺者、手刻浪切不動一軀、置之堂中」と書し、又「延曆中、僧空海亦至此地、山勢高聳、波濤捎其麓、云々」と言ふもの、皆以て證と爲すに足れり、云々。

富田(トミタ) 今新泉、早船、芝原、島戸、野堀等を合して大富村と改む、成東の北に連接す。

新泉郷(ニヒノミ) 和名抄、武射郡新居郷、菅屋郷、埴屋郷。〇本書、新居、新屋及び埴屋と記せど、新屋は其上下に涉りて、新泉を新屋に謬る者とす。今新泉ありニヒノミと唱ふ、即是也。されば成東町、大富村を以て此郷域にあつべし。

椎崎(シヒサキ) 今矢部、森村、木原、大木等と相合し、日向(ヒウガ)村と改む、成東の西北なる山野に居り、其高原は印幡郡の八街(ヤチマタ)に連なれり。國志云、千葉勝胤の二男勝任、椎崎に居り、椎崎三郎と稱す、享祿年間の事也、後千葉氏衰へ、勝任憤を發し、土氣、東金の酒井氏と爭戰する所あり、終に小關子、吉田原に敗る、城亦陷る、天正十年也。〇町村志云、里傳に曰ふ、寛正二年、伊達政滿之を城き、千葉氏に仕て之に居る、其孫滿貞、千葉勝胤の命によりて、姓を改め菅名と稱す、其子胤俊、椎崎十郎、其子貴胤、椎崎孫十郎と稱し、貴胤終に千葉富胤の攻むるところと爲り、城陷ると。

森(モリ) 今日向村の大字とす、椎崎の南にして、舊山邊郡界に接近す。古書に、北山邊郡森郷とあるも以あり。

寄進、上總國北山邊郡森郷内、藤大夫名田地六反半、畠一反事、右所領者、爲勲功之賞、宛行所拜領也、然者割分彼田畠、爲現當二世、永代所寄進于相摸國鎌倉大藏南小路聖天堂也者、早爲燈油佛聖之料足、守先例、致其沙汰、可有祈禱精誠之狀、如件、建武元年八月三日、有馬權助源朝臣(花押)

埴屋郷(ハニヤ) 和名抄、武射郡埴屋郷。〇本書諸本、埴字を壇に作るは非なり、高山寺本に從ふべし。されば今の睦岡村、及び日向村にわたり、新居郷の西を指

せり。

埴谷（ハニヤ）（戸田）（牛谷）　今戸田、柴門、宮崎、中津田等を合併して、陸岡（ムツヲカ）村と改む、陸岡の西北二里、山間の名邑とす。埴谷は元祿三年本帳、牛谷（ハニヤ）に作り、天正二十年實忠日記に、上總埴谷はんやの郷、千二百俵石（戸田といふもあり）即此とす。埴谷大膳氏と稱するは、千葉の一門にして、即之に古居したり。〇町村志云、里老の傳に、埴谷豐前守景正、其子左近將監などいへり、今按するに、鎌倉大草紙、鎌倉九代記等に「上總國の本一揆」は、上杉禪秀の黨なり、禪秀敗るゝの後、足利持氏、本一揆の本領を沒收す、哀訴すれども聽かず、本一揆之を怨み亂を起す、應永二十五年五月、持氏一色左近將監に命じて之を討たしむ、本一揆敗走し、二十六年再び蜂起す、持氏木戸範懷（内匠助）に之れが追討を命ぜらる、範懷正月十九日鎌倉を發し、三月三日坂水（サカミヅ）城を攻む、城固くして拔けず、範懷密に謀て流言を放つ、城兵相疑ふ、五月六日、其首領榛谷重氏終に衆の保つ可からざるを察し、小太郎と共に出て降る、是に於て黨與悉く散走す、持氏重氏を鎌倉に致して、由比濱に斬る、其孫子小太郎遁れて上野國に匿ると、坂水城其址今詳ならず、諸書載する所又備らずと雖、本州は禪秀の領國たれば、此埴谷の地恐らくは本一揆の據りし所ならん。（夷隅郡長者の坂水寺を參考）

妙宣寺（メウセンジ）　埴谷に在り、大榮山と號す、應永中埴谷豐前守景正之を建つ、僧日英を開基とす。〇町村志云、日親は埴谷の大夫人近江守の女子なり、出家し、妙宣寺日英を師とし、日蓮の宗義を修む、足利義教の時、所々を横行し、他宗を誹謗し、應宗論を起す、遂に幕府の譴むる所となり、寛正二年十一月、千葉介捕りて日親を京都に送る、幕府細川左馬頭に預け禁獄せしめ、燒鍋を頭上に被らしむ、日親尙屈まず、法義を主張せりと云ふ、故に宗徒鍋冠上人と稱し、今に之を崇敬す。（日親の事、長祿寛正記に見ゆ）

大藏鄕（オホクラ）（大藏川）　和名抄、武射郡大藏郷。〇今豐岡村に大字大藏あり、即埴生鄕の東、新居鄕の北とす。大藏川は新井田（今二川村へ入る）牧野に發源し、東南して山室、大藏、芝原等を經由し、松谷に至り栗山川と共に海へ入る、長凡六里。

蕪木（カブラギ）　今古和、山室等と相合せ豐岡村と改む。〇下總香取郡人鏑木家胤、弟常泰、領上總武射郡、稱蕪木氏、以別宗家、今有蕪木村、城址尙存。〔地理志料〕

古和（コワ）（小間子原）　今大藏、山室、引越、金尾等と相合せ、豐岡村と改む、成東の北二里、松尾の西一里。〇地理志料云、靈龜二年紀、遷駿河、甲斐、相摸、上總、下總、常陸、下野、高麗人一千七百九十九人、于武藏置高麗郡、其郡有上總鄕、蓋遷自本州者、最多、別成一聚落、故今有古和村、古和蓋巨麗之轉呼、其西南近稱小間子（コマコ）原、亦與巨麗鄕聲相通、姑書備考。

山室（ヤマムロ）　城址あり、大永中、山室常隆之に居り、天文元年、飯櫃城へ移り、相傳三世、族を近郡に貫ひ、金尾の地福寺は常隆の建つる所とぞ、事山室傳記に詳なり。〔地理志料〕

片野鄕（カタノ）　和名抄、武射郡片野郷。〇今松尾村にあたる八田（ハツタ）、猿尾（サラヲ）の邊に、片野郷の遺唱あり、大堤村、寛永八年水帳に片野郷と記す〔町村志〕即大藏郷の東に隣り、沼澤を左にし、山丘を右にす、南野（ワタマ）の[illegible]

大堤（オホヅツミ）　今猿尾、八田、蕪田、水深等と相合せ、松尾村と云ふ、成東の東北二里、大古墳あり、狀兜の如し、老樹蔚森、海舶の遠く過ぐる者、望みて標と爲す。

松尾（マツヲ）（猿尾）　明治維新の際、大堤、猿尾の間に拓きたる新邑名なるが、今は隣近合併の新村名とす。〇國志云、猿尾（サラヲ）、大堤二村は、維新の際に、太田侯の居邑となる、太田侯遠州掛川より本藩に移封せられ、更に城邑を開き、松尾藩と稱したりしが、幾年ならずして廢藩となる、而も士民は尙は聚落を成して去らず、[illegible]、墳を掘り古墳を發したるに、一物も遺留するなかりしと云ふ、或は之を以て武射の古國造遺忍人の墳と傳ふも、其實を知らず。〇八ッ田は猿尾の北にして、民戸最多し、長倉鄕に接近す。

横芝（ヨコシバ）（八田）　今横芝町と云ふ、八日[illegible]、松尾の東に沼澤を隔て、相去る一里、栗山川の西邊に居る。此地は近世の坂田郷栗山郷の交界にあたれり、下總匝瑳郡八日市場へ二里。

鳥喰沼（トリハミ）　横芝驛の南にして、松尾の東方なる沼澤なり、凡九十九里の斥鹵、その汀濱と接、大率變改して稻田に化するも、此一沼澤、今に蘆葦茂りたり、横凡一百町、沼東の鳥喰村は今横芝町の管内とす、天正二十年、實忠日記に見ゆ。

栗山（クリヤマ）　今横芝町の大字とす、驛市の東南に接し、相隔界なる栗山川の右岸とす。栗山より南方の斥鹵を、近世或は栗山郷と呼べり。

栗山川（クリヤマ）　本郡加茂、[illegible]田の野水の末と、下總香取郡南偏の野水、小堤（今大總村）に於て相會し、以下三里の氾濫は即上總武射郡と匝瑳郡との劃界を成し、屋形濱に至る、而も屋形にて海洋には出でず、西南に迂回する二里、松谷に至り大藏川と共に海に注ぐ。（下總へ重出）

畔代鄕　和名抄、武射郡畔代郷。〇今詳ならず、本書に押隈、長倉、畔代、片野と次第するを見れば、長倉、片野の近隣にして、即横芝、栗山の地方と想定せらる、一書には成東町の地に擬したり、〔東大寺[illegible]〕天平勝寶四年、武射郡畔代鄕戸主、[illegible]

長倉鄕（ナガクラ）　和名抄、武射郡長倉郷。〇今長倉村は大總村の中へ入る、即片野鄕の北に接比せり、長倉の北、牛熊に至る間に曾根合あり、今共に大總村の大字と

す。一書に、租名抄、理倉郷といふを、埴會の謬とし、曾根合に援引せらる。

坂田（サカダ） 今長倉、曾根合、小堤、木戸臺、牛熊、中臺等と相合し、大總村と改む。

（曾根合）

國志云、坂田郷は十七村を總べ、市場村に坂田の古城跡あり、井田（或は伊田に作る）因幡守友胤入道端海の居址也、初め里見氏に通し、後北條氏に屬す、天正の末年に里見氏の兵と栗山川に戰ひて之に克つ、北條氏亡ひ城廢す、其地は東は横芝驛に接し外郭あり、西北木戸臺に廢址あり、形勢歷々たり。（井田氏は千葉氏の族にして、元龜の比、千葉衰ふるの後、初めて向背を爲したる如し、本は高谷郷大臺に居る）

押隈郷（オシクマ） 和名抄、武射郡押隈郷。○本書押猥の誤描に出づ、長倉の北一里に牛熊村あり、今大總村へ入る、即古名の遺れるなり。此郷の舊域は、今二川村の東半部、高谷、大臺、吹入等を籠めたるならん、近世は高谷郷の稱ありて、押隈に代れるごとし。

（高谷）

地理志料云、慶雲二年紀、坂上忌寸忍熊後、田村麻呂子雄高、居本郡、稱武射七郎、或有孫也、

柴山（シバヤマ） 今小池、新井田、高谷、大臺、境、吹入等と相合し、二川村と改む、松尾の北二里とす。凡柴山以北三里の山野は、下總の香取、印旛二郡の間に挿入し、栗山川の一支源（高谷川）之れに發し、溪澗東南に走せたり。

柴山觀音寺は天台宗、甍盛宏麗、本州の一名刹也、創建不詳、國志云、天應山觀音寺は聖福院と稱す、寺門の仁王像を、土俗、猊首翊摩の作と爲し、世人崇拜特に厚し、此像初め山田の金光寺に在りしを、弘治中に井田因幡守友胤、三谷大膳と云ふ者と爭ひ、金光寺を焚きたる時、柴山へ移したる也、又寺寶三尊像の古畫あり、巨勢金岡の筆と稱す、何予は近時の物なれど、製作亦麗し。

新井田（ニイダ） 今二川村の管内なれど、柴山の西にして、大殿川の水源にあたる。和名抄に大殿郷、新居郷とあるは、即此にて、柴山、小池、高田、牧野等、今の二川村の西一半は新居郷ならん。

境（サカヒ） 今二川村の大字とす。○地理志料云、境有境祠、以界二總、源平盛衰記、平常秀稱堺平次、以功補上總介、其以堺爲氏、蓋居于此。

新居郷（ニヒヰ） 和名抄、武射郡新居郷。○今二川村に大字新井田存し、新田山稱名寺あり、即大殿郷の北押隈郷の西に接したり。

加毛郷（カエ） 和名抄、武射郡加毛郷。○今千代田村是也、二川村（古の押隈、新居の二郷）の北にして、地形全く下總印旛、香取二郡の間に入り、本州郡に於て最北限の邑とす。佐倉三里塚より多古、銚子への直路之を貫ぬけり。近世は加茂莊と稱し、取香牧の岩山捕駒場は之に屬したり。

（加茂）

大里（オホサト） 近年加茂村を改めて大里と爲し、後又岩山、菱田、朝倉、飯櫃、小原子、山田等を合せて千代田村と稱す。柴山の北二里、佐倉へ四里、多古へ一里、取香野へ近接す。

（岩山）

飯櫃（イヒツ） 大里と柴山の間にして、今千代田村の大字とす。産業事蹟云、享保中、飯櫃に松醬茂を製せるより、後世名産とす。地理志料、飯櫃、蓋云伊毘都、與爽常相近、上總古俗牧亂、據見于定、或其一部所居、附錄後考、飯櫃城址、在谷藝山、天文中、山室常陸築此、氏曾、光義信胤、常陸五世孫滿、初居山室城、因氏焉、屬後北條氏、稱二總六十二城旗頭、天正十八年、小田原陷、本多忠勝清房攻、光勝獨不降、遂自盡云、其塋縣寺、有其位牌存、事詳山室譜傳記。

山田（ヤマダ） 今千代田村の大字とす、飯櫃に接せり。山田金光寺は地方の古刹にて、眞言宗に屬す、三谷大膳信慈の堂あり、信慈は弘治年中坂田城主なりしが、井田友胤に破られて敗死すと。

淺倉郷（アサクラ） 和名抄、武射郡理倉郷。○本書理倉とあるは其唱呼を知らず、又疑似の地名を聞かず、一說埴會にやといへり。今按ずるに、もしくは埋倉にて、ウマリクラと訓みたる歟、大里の東北半里、香取郡多古村の大字に間倉あり、ウマクラの急呼マクラに轉す、而も地形に疑惑あり、重考を要す。又大里の西南に朝倉あり、蓋淺谷の義なり、理は淺の誤描かとも疑はれ、後說通じ易し、然らば後世加茂莊と總稱せらるる中へ混じたり。

（朝倉）

橋本（ハシモト） 庄名にして後宇多院御領目錄に、上總國橋本庄と載す、後世その名をきかず。

八板（ヤツイタ） 鎌倉覺園寺文書に見ゆれど、小蓋と共に、後世聞こえず。

禁制、覺園寺、右於當寺領、上總國小蓋八板兩村、武士甲乙之輩、不可致亂妨狼藉、若有違犯之族者、殊處罪科、可注申交名之狀、如件、觀應三年六月廿四日、尊氏。

限山（カギリ） 歌枕、藻鹽草に、上總國の名所に收め、懷中抄、夫木集にも其歌詠を載せたり。

わがためにうき事問はば世の中に今は限の山に入りなん

（形見濱）

又八雲御抄に形見の濱を上總の名所とし、夫木には、

戀しさの慰むやとて逢ふ迄のいざや形見の濱にかもれん、（下總千葉郡形見の條を參考すべし）

（奈留加浦）

と見ゆ、共に其地を知らず、和名抄、相模大住郡に方見郷あり。奈留加の浦といふを上總とすることは、歌枕に見ゆることし。然も類字名所外集に、由して、夫木の渡の部に、寛前ナルカの渡として、海を渡に作り、同歌を擧

なるは擬はしと云へり。

弓張の月の宿れる底を見てなるかの海のあまも射るらん。（續房志料に、鳴山、虎見の海なるかにやと云ふ。

加藤氏萬葉略解には、東國歌の「花散らふこの向つ岳の乎那の乎のひじにつくまて君が世もかも」とある乎那の岳を、今も上總に在る地名なりと註すれど、其所在を詳にせず。

下總國

下總國

上總の北に接し、原野連接、もと天成の分界なし。古昔國郡制置の際には、大略江水を以て、武藏、上野及び常陸と相分たれしも、後世水脉河道遷轉して、形勢愈錯雜し、國郡界の移動、沿革頗多し、今面積二百六方里、九郡に分ち、其六郡は千葉縣治に屬し、三郡は茨城縣治に屬す。（本篇は、下總國茨城縣治に郡は利根河の北にして、形勢最下野國に依れるを以て、下野の下へ移す）下總は和名抄之毛豆不佐と注し、十一郡を管せり、後世シモオサと唱ふるは訛言に仍る。古への總の國の屬地にして、又下海上、印波、千葉等の國造あり。古語拾遺に「好麻所生、故謂之總國、穀木所生、故謂之結城郡」とあるを考ふるに、總國、結城國は亦各上古の一國にして、造ありて之を治めしを知る。而も國造本紀之を載せざるは、脫簡にあらざれば、遺傳のみ。地理を以て之を推せば、相馬、猿島はその總國とす、布佐郷の名和名抄に載せらる。總國の北は即結城國とす、此二國は後の常陸と下野の間に斗入し、形狀稍房總半島と隔離し、相依屬せざる者とす。而も安房の海隈に至るまで、一帶に統屬して、或は之を總國と合稱するは、蓋其草創の初め、長あり總の地に居り、治化南に延きて。安房に至る、故に結城以南、安房まで或は合稱して總國といはれし歟。古語拾遺謂ふ所の天富命、恐らくは其人ならん。已にして世遷じ代改まり、毛野氏の家東國に盛起するや、結城、總は毛野氏の有と爲る、天富命の餘澤此に盡きて、總の地に猿島、相馬の御名代を立てらる。近時學者、猿島、相馬を解きて毛野氏の祖彥狹島王、一稱彥寤間命の名代と爲ししは、重要なる發明にして、總國の合名屬名、及び地形に南北の懸絕あるを通釋する所以の者、一に此解に本つく也。

村岡氏地理志料云、下總州、有布佐郷、有匝瑳郡、國號蓋本於此、後省曰之毛不佐、今俗爲呼之毛宇佐、故異邦人譯爲什麼倭散、見武備志、按本州古曰印波國、曰下海上國、曰千葉國、各置造鎭之、見古事記、舊事紀、日本後紀、考其地勢、海上、匝瑳、香取三郡、隷下海上國、印播、埴生、相馬、猿島、結城諸郡、隷印波國、千葉、葛飾二郡隷千葉國、大化改新停之、定爲下總國。○按、大日本古文書所收の養老五年下總戶籍斷簡〔正倉院文書〕の中に、抒托郡小幡郷の名見ゆ。されど抒托小幡とは、他に經見せず。影寫本に依れば、文字滅沒、彷彿抒托小幡に似たりとも云ふべけれど、今定めてしか判決するは蓄過斷ならん、全く徵據を缺けば也、村岡氏は相應郡色陀郷にやと疑はれたり。

（總國）

匝瑳郡

匝瑳郡

（迊瑳郡）

下總の東偏なれど、海上郡の西南に讓り、上總武射郡と相接し、九十九里濱の灣曲に當す、今面積七方里、人口四萬、一町十三村の狹地なれど、猶福岡に治所を置き、一郡治を爲す。

匝瑳は近世狹少の地、力殆一郡に當へざるの觀あれど、和名抄に據れば、當時十八郷を數へ、大郡に推されたり。後世其西北境（栗山川の上游）の八郷は千田庄、原庄、北條庄など稱せられしが、香取郡へ併せられ、東方なる大田、辛川の二郷も海上郡へ併せられ、以て今の形勢を致せるのみ。高山寺本に匝字は運に作る。

國郡沿革考云、承和二年三月「下總國人、陸奧鎭守外從五位下勳六等、物部匝瑳連熊猪、改連賜宿禰、昔物部小事大連、出征坂東、凱歌歸報、藉此功勳、於下總國始建匝瑳郡、仍以爲氏、是則熊猪等祖也。」按、匝瑳郡蓋海上郡を割て之を置しならん、仁明天皇紀に據り之を考るに、其分郡大化以後なるべし。地理志料云、天孫本紀「物部小事連公、志陀連祖也。」出日[illegible]佳日、志陀恐匝瑳之譌、推其年紀、小事蓋仕仁賢武烈二朝、當時未有郡制、是任國造若縣主、大化改新降爲郡者、仁明天皇紀日郡、追書已。

近世の匝瑳郡は中世に匝瑳南莊といへるにあたり、古郡の南方一半の地に過ぎず、寶曆圖、匝瑳郡高三萬石。○地理志料云、匝瑳郡、訓闕、按箭會云、運通作匝、下聯字書「運匝、上通下正」當讀云佐布佐、安房齋部本系帳美麻所生名狹布佐郡、即脩眞麻也、

東從銚子港、西至虎視碕、謂之九十九里、海岸平淺、
形勢一弓彎、故漁人下脩綱甚便、得魚之利冠諸州、
海勢勾漣上下總、千家曝網夕陽風、行行九十有九里、
一路潮聲松影中、　星巖

木戸（キド） 今尾垂惣領と合して、白濱（シラハマ）村と改號す、匝郡界、栗山川に接し、海濱に居る。即九十九里の沿濱の驛路にあたりて、小市を成せり、福岡町の南二里半。

尾垂（ヲダレ） 木戸の東北に接し、尾垂惣領といふ、もとは尾垂村と惣領（ソウレウ）村相分ちしと云へば、惣領とは中世の某家、累代相傳の地の、嫡子惣領の分地なりしを想ふべし。

幡間郷（ハマ） 和名抄、匝瑳郡幡間郷。○幡間はハタマと訓むべし、されどハマと訓み難きにもあらず。蓋濱の義にして、今の木戸の白濱と云ふも、由來あるに似たり。

地理志料云、幡間即海濱之義、常陸有幡麻郷、其風土記作濱里、可以證、水土部引專門云、濱水際也、和名波萬、今尾垂惣領村有濱地、蓋其遺也、尾垂與總領、古爲一村、千葉系圖、有海上總領、矢作總領、總領謂嫡子也、是匝瑳宗子所食、故云耳。

（川邊）**川上郷**（カハベ） 和名抄、匝瑳郡山上郷。○原書山上とありてヤマべと訓むべきも、後世其名なきかず、或は八邊（ヤベ）を以て山上に擬する說あれど從ひ難し、原書記載の次序を推すに、山上、幡間、石室とありて、今の川邊村の邊と思惟せられ、山字は川字の誤植にかゝる者のごとし。

地理志料云、姓氏錄「山上朝臣、天足彥國忍人命之後、與武射國造爲同系、其族有飯多、飯高諸氏」本郡有千田莊飯高邑、而與上總武射郡相鄰、或山上氏所居耶。

栢田（カヤダ） 今川邊、場川と相合し栄村と改む、木戸、尾垂の東北に隣り、野手に至る間とす。（栢俗に柏と相混る）

九十九里濱、以漁業著、多製魚粕者、供灌田之用、按攻閩西山陽諸州、其濱之一網、率得千萬、蓋本州濱海之最也、〔地理志料〕

野手（ノデ） 今今泉、西塚を容れて野田村と復稱す、古の野田郷なればなり、木戸より二里、濱の小驛市にして、福岡町の東南一里半、或は能手（ノデ）に作る。千葉大系圖に、椎名胤光の子胤知を野手次郎といふ、此に在住するに由る。又日蓮年譜に「僧日朗、大國阿闍梨、下總能手人」と云へり。日朗は蓮の開宗唱法にあたり、之を輔けて克く其志業を成さしめ、該宗無双の英邁なり。

（能手）

野田郷（ノダ） 和名抄、匝瑳郡野田郷。○今野手と云ふは即野田なり、川上郷の東に隣る。（地理志料、野田訓闕、依例當野田郷、當讀云乃太、安房朝夷郡、作眞紀作淨田、野字沼字、上古訓努、野田蓋沼田之義、地多沮洳、因名、舊事考曰、野田方廢、野手村存、田手一聲相通、海上郡石田郷、今作石出、豐田郡手向郷、作田下、可例。

（長谷）**長居郷**（ナガヰ） 和名抄、匝瑳郡長尾郷。○原書長尾とあれど今野手の東に長谷ありて、ナガヤと呼ばるゝは、長居を誤りて長谷に作る者にして、長尾と云ふも、居を尾に誤れる歟、又原書の諸郷、記載の順次は、野田、長尾、辛川とありて、辛川は今の海上郡神宮寺の地なりと測知せらるれば、かくは推し定めて。或は長岡に擬し、又は古の長尾の生字を長に誤るとも云はれたれど、今はそれに從はず。

[illegible]、千葉支流系圖に、海上次郎胤方の孫、胤[illegible]の子を、長谷左衛門太郎胤貞といふ、此地の在名なるべし。

（吉崎）（小匝瑳）**小笹**（チザサ） 今長谷、吉崎（ヨシザキ）、[illegible]戸等と相合せ共興（キヨウコウ）村と改む、野手の東にして、借當川あり、以て海上郡との境堺を分つ。小笹とはもと小匝瑳なりしを、訛言に從ひて、チザサともなれりと。されば他の匝瑳郷を、大笹ともよばれしならん。

東上系圖「田村[illegible]呂子、吉崎、[illegible]匝瑳九郎、始居下總國」千葉大系圖、常胤[illegible]八郎、其次有[illegible]尾、飯[illegible]、湯淺、椎名、野手、松山、小見、山桑、飯倉、福岡、長岡、大浦、大田、井土野、岩室、小田部諸氏、總稱曰匝瑳黨、今有東小篠西小篠、呼曰裘射佐、元和二年水帳、作小匝瑳村、是對大匝瑳之稱。〔地理志料〕

矢指浦（ヤサシ） 今長谷、吉崎の濱に此名あり、寛文十年、椿海開拓の時、利部川を鑿ちて、直に此に排出せしめたり。

須加郷（スカ） 和名抄、匝瑳郡須加郷。○今須賀村是なり、野手の西北一里半、八日市場と沼澤（ヒクサ沼）を隔てゝ其南に居る。

此郷は近世横須賀、高村、蕪里（カブサト）の三村に分ちしが、今合せて須賀村と稱す。村岡氏は文永二年香取造宮文書、三[illegible]庄加納須賀三郷、作料米七十斛と云ふを引かれたり。されば横須賀も中世まで須賀郷と唱へしにや、横須賀、蕪里の間にも沼澤あり、斥鹵の地なれば也、蕪里の南は川上郷とす。

（蕪里）

宮川（ミヤカハ） 今谷中、原方、日蓮等を合せて東陽（トウヤウ）村と改號す。木戸の西北にして、匝郡界栗山（クリヤマ）川の左畔に居り、東金、横芝（上總）より福岡、太田（旭町）へ通ふ驛路にあたる。横芝へ半里、福岡へ一里半。

石室郷（イハムロ） 和名抄、匝瑳郡石室郷。○今南條村、豐榮村及び香取郡日吉村にあたるごとし、南條の小川臺に岩室寺あり。されば此郷は幡間郷、川上郷の西北に連なれり。中世には岩室に作り、猶其名を傳へしも、近世は郷稱を失へたる地とす。南條とは匝瑳南莊の訛にして、近世の匝瑳郡全部に渉る惣名なりしが、今村名に轉したり。

地理志料云、上古未有宮室、掘地爲室、所謂穴居也、其地多石室、因名之、千葉大系圖、福岡常業子有岩室貴胤、亦據[illegible]司社者、舊事考、石室方廢、今小川臺村有岩室山[illegible]善光寺、是其遺名。

小川臺（ヲガハダイ） 今傳木戸、小田部、母子、芝崎等と相合せ、南條

村と云ふ、宮川の北にして、同寺の地なり。傍示戸とは、往古の國郡界の榜示の所の義なるべし。又千葉系圖、岩室賢胤の弟を小田部見出といひ、天正年中、芝崎城に居れりと。

(傍示戸)

按當事考、日小川臺有中内原地、古墳相望、或見石棺、石室之名、所以起邪、因謂、都邑舊田、有古冢七十許、其嘉永三年、左衛門尉南所現也、其状與武藏横見郡吉見百穴者相似、蓋穴居之遺也、吉見亦有岩室攻、○本郡、豈其偶然乎、且穴居地、必有谷地、貝塚村亦有徵矣。

(小田部)

飯倉(イヒクラ)　今貝塚、富岡、鶴崎等と相合し、豐榮村と改む、小川臺の東にして、共に臺地に居る、千葉系圖に飯倉七郎胤貞あり。○地理志料云、飯倉城、椎名氏世居之、天正十八年國、米倉西光寺、應永年中椎名氏所建、即其墳寺也、富岡鄕寄老尾神田、見今滿願寺附狀、祠官有富岡祝、見其祭事次第。

(富岡)

福岡(フクヲカ)　今福岡町と云ひ、北隣市を特に八日市場と呼ぶ、元は鄕名にて、南莊福岡鄕と呼びしなり。近年八日市場、富谷、籠部田、米倉を合し福岡町と爲し、人口六千、郡衙在り。千葉を去ること十三里、銚子へ八里、佐原へ七里。

八日市場は北に岡阜を負ひ、南に原隰を俯瞰し、海汀を去る二里、一郡の大邑なり、椿海新田は八日市場の東北なる廣澤にして、今香取海上の二郡へも涉れり。○地理志料云、八日市場舊名福岡、老尾社祭事記、有福岡園宣、有富谷祝、千葉滿胤安書、福岡鄕十二村、千葉系圖、有福岡八郎胤實、○下總舊事考云、本州之民、在昔皆以農事、歳一月之間、定日交易貨物、以通有無、指稱其日、謂之八日市、又三日市、未嘗全爲商賈者、今爲商賈者、創今代也、同元祿、享保以來、民特甚、八日市場村、今爲一市里、戶數凡六百、鬻米鹽、魚漁、穀粟等多。

(八日市)(富谷)

老尾神社(オイノ)　今八日市場の北半里、生尾に在り、延喜式、匝瑳郡の古祠とす。○廣田舊記云、生尾明神を祠官香取氏、同當神宮寺は今絶えて、西福寺にてつとむ(神祇志料云、老尾祠は匝瑳明神と云ふ、蓋物部匝瑳連祖、物部小事大連を祭る、昔小事連坂東を征て大功あり、特に匝瑳郡を建しむ即是也、「續日本後紀」今按、香取神社末社にも、匝瑳殿あり、其遺蹟に匝瑳郡民を役して之を造る事、その文書に見り、又山あり

(生尾)

松山(マツヤマ)　今生尾、宮本、山桑、大浦、長岡等と相合して匝瑳村と云ふ、即福岡の北なる臺地にあたる。松山、山桑、大浦、長岡はいづれも匝瑳黨の家號に見えたり、松山權現社、近世社領十石。

(大浦)(山桑)

千葉大系圖、有松山三郎胤平、山桑四郎胤、所謂匝瑳黨也。松山有松山神祠、祀熊野神、祠官日光明院、在宮本村、嘉文和二年鐘、款云、匝瑳南條莊、熊野山、若一王子權現寶前」東灘、文治二年條、匝瑳南莊熊野領、即是、曾我物語、有鬼王道三郎、其墓在山桑觀音堂側、鬼王即生尾之轉。〔地理志料〕

敬白、下總國匝瑳南條庄、熊野山、若一王子御寶前、
宮前、
發願聖人上□、權別當財部秋本、祠官財部秋守
同別當永祐、別當正財部永範、大檀那丸子胤宣、
庄内諸壇那、地頭　　　領家、
文和二年癸巳拾貳月十三日

下總舊事考云、松山村加持堂鐘「建長五年癸丑、卯月八日、願主信性敬白」大書深刻、文字可觀、而其僞不能無疑、待後考。

匝瑳鄕(サウサ)　和名抄、匝瑳郡匝瑳鄕、○今匝瑳村、福岡町、即有宮本の東、重賀鄕の北、企原鄕、今香取郡へ入りの南なり、或は匝瑳鄕を以て小笹村にあて、或は笹本(今香取郡内)にあつる説あれど、皆誤れり。

神祇志料云、老尾神社、今生尾村にあり、匝瑳明神と云ふ、按、下總國圖、生尾に八日市場、又宮寺あり、又按、八日市場に西光寺あり、其寺は宮寺とす、之に據るに、匝瑳鄕西光寺とあり、之に據るに、生尾は古の匝瑳鄕也。

千葉大系圖の異子、常胤を匝瑳八郎と云ひ、匝瑳黨の祖とす、常胤の叔父にあたる、小笹の條を參考すべし。

井戸野(キドノ)　今川口、泉川、駒込、大塚原等と相合し、豐畑村と改む。福岡の東二里、椿新川の右岸に在りて、椿海村の南に隣れり、又井土野に作る。

地理志料云、千葉系圖、匝瑳黨有井土野五郎胤茂、四郎胤家、寺社分限帳、有井戸野妙福寺、寺田二十石、不詳創始、或井戸野氏所建。○椿新田開墾事略云、寛文九年六月、御奉行菱木彦右衛門様、椿海見分に御越被爲成、御鷹田に被仰付、御水もり被成、井土野村、仁玉村へ川筋御當被成候に付、雨村に百姓貳百六十軒、高千五百五十石の本田潰罷仕、迷惑に存候と、御訴訟仕候處、被爲聞召分、吉川村へ川筋御當候由、井土野村、仁玉村へ川筋御免被遊、難有奉存候、云々、寛文十年十月訴状、掛宮氏椿新田由來書云、寛文十年十月、新川水道、太田村、井戸野村地内、吉川落合迄、同十一月廿一日、普請堀通し出來、メ切土俵七る、井土野、仁玉、駒込、下傑、神宮寺、小笹、吉崎、此村々十五六日も水附、田畑は水押に相成候、水深き所一丈三尺、淺き所五六尺、新川は高き所一丈五六尺堀申候に付、兩土手かけおち申候、人馬の渡る事は數も知らず、新川敷拾五間、上口三十間、土上げ所兩方八間づつの定め、川通七千四百八十五間半。

(井土野)

平木(ヒラギ)　今東谷、川向等と相合せ、平和村と改稱す、井戸野の西南にして、小笹と相接したり。

下俣鄕(シモマタ)　和名抄、匝瑳郡下俣鄕、今詳ならず、古書に見えず、古代の名寺を按ふに、幸川、千代、山上、岡上とありて、井戸野の邊に擬定せらる。清宮氏は大浦村に

千叉川ありと云ひ、村岡氏は飯高村(今香取郡)にあたるかといはれたり、皆考ふべし。

（干潟）

椿湖址（ツバキウミ）

今匝瑳、海上、香取三郡の交界にあたり、椿海村、共和村(以上匝瑳)、[illegible]村(以上海上)[illegible]村、中[illegible]村、萬[illegible]村、[illegible]内村、古城村、(以上香取)等へ渉り、面積約三方里の沼澤なりしを、寛文年中、排水路(海[illegible]上[illegible]以下)を[illegible]け、墾きて田土と爲す、即干潟八萬石の稱あり。其稍に宜からざる地は、葦西瓜、甘藷を植ゑ、近年又落花生を播種し、一名産に數へらる。

（椿海址）

香取志拾遺云、椿海は周[illegible]十里餘、[illegible]開となる、古老傳言、湖水より匝瑳郡矢指浦に到る迄三里計なりしに、寛文中人有て官に達し、[illegible]を蒙て湖を堀り、湖水を矢指浦に流し、水陸田數千町を獲たり、新に入民移り住みて、十八[illegible]と云ふ是也、今香取[illegible]、[illegible]年二月[illegible]有り、是郡古へ此[illegible]の遺[illegible]也、[illegible]村掛[illegible]椿[illegible]田由[illegible]書云、[illegible]人足、

一万一千五十人半　寛文七未年、一人五合扶持
二万四千二百五十人半　同　九酉年
四万二千六十人　同　十戌年
　内二万千三十人は御金被下
一万四千四百廿五人　同　十一亥年
四万八千二百廿七人　延寶元丑年
三万千二百八十四人半　同　二寅年

椿新田開墾事略序、平田[illegible]、[illegible]、[illegible]一境、是爲下總椿新田地、直香取海上匝瑳三郡、往昔有湖焉、曰椿海、廣[illegible]三里餘、德川幕府[illegible]、有杉山[illegible]者、[illegible]決此海不成、白井[illegible]之資[illegible]、託之辻内[illegible]、[illegible]婿辻内善右衛門、眞野田市[illegible]右衛門、栗本源左衛門等、續業其功、得水田三千餘町、[illegible]八萬石、[illegible]

（椿新田）

年間湖岸千葉氏支族所居、多其遺蹟、當時[illegible]、視[illegible]、今[illegible]、一[illegible]一[illegible]、[illegible]數[illegible]、[illegible]、年[illegible]在[illegible]、[illegible]云、椿新田は[illegible]に干潟八萬石と[illegible]、面積凡そ千百卅町、周圍十里八町、草高二萬[illegible]、昔の椿海の遺蹟なり、徳川幕府の初(元和年間)に當り、江戸の商人、[illegible]水を疏決して田と爲すべきを知り、[illegible]之を幕府に乞へども許されず、寛永の末に至り、白井治郎右衛門あり、亦江戸の商人なり、[illegible]開墾の事を以て幕府に乞ふ、[illegible]許さず、[illegible]十五年を經たり、白井[illegible]力[illegible]竭して、[illegible]を遂ることを[illegible]ず、因て之を幕府の大工棟梁辻[illegible]に[illegible]す、[illegible]代りて之を幕府に請ふ、幕府乃吏を遣りて勘検せしむ、因て東岸松ヶ谷村より、西岸[illegible]村に至るまでを[illegible]り、[illegible]心[illegible]三里を得、[illegible]岸[illegible]村より北[illegible]村までを[illegible]り、[illegible]心在徑一里十九町を得たり、又湖水と[illegible]との高低を[illegible]り、湖水の高きこと二丈五尺(或は云ふ、二丈六尺)なることを知り、是に於て湖の疏決すべきを[illegible]す、寛文八年、幕府[illegible]村の[illegible]を[illegible]せしめ、[illegible]年を以て工を起さしむ、九年六月、[illegible]二村の間を直線に開鑿して、[illegible]川[illegible]口より南流して、[illegible]田、[illegible]田の二村の間を經、又西へ[illegible]て[illegible]村の南に至り、南折して海に入る者、[illegible]相會[illegible]せしめ、其[illegible]を決せんとす、二村の民其[illegible]田千[illegible]石を喪失するを以て、之を中止せん事を官に哀訴す、因て改めて[illegible]村、[illegible]川村の間を[illegible]鑿す、川身拾五間、兩岸の堤各七間半、白井、辻内の二人其工を分擔し、[illegible]に川身の中央を以てす、名けて[illegible]と云ふ、役[illegible]人、辻内は[illegible]田市[illegible]、[illegible]本源左衛門(二人共に江戸の材木商にして、辻内の親戚なり)を以て財主

（刑部川）

と爲す、白井は資力給せず、中途にして之を廢せり、幕府因て辻内、栗本、野田三人に委す、[illegible]して元締と云ひ、三人共功を繼ぐ、然れとも沙底に巖石あり截開し難し、太田村の北境に至て止む、即土[illegible]を以て水を遏す、之を[illegible]切と云ふ、十年十月、更に地勢を測量し、仁玉、半士野の間を開鑿す、名けて[illegible]部川、又新川と曰ふ、何日もなくして[illegible]左衛門病歿し、其子[illegible]納[illegible]り、[illegible]辻内善右衛門(仕[illegible]國[illegible]名[illegible]なり)[illegible]歳半を介し、意を老中稲葉美濃守正則に致し、幕府より金六千兩を給貸せられんことを乞ふ、正則其請を允可す、同年十二月功全く竣る、(役夫計八萬人)土[illegible]を撤して[illegible]水を海に注ぐ、迅疾箭の如し、[illegible]して下流十二村に及ぶ、湖水漸く減し、翌春に[illegible]り[illegible]きたり、而も[illegible]の[illegible]、泥濘底なし、農民舟に乘じて種を播す、[illegible]藻[illegible]の[illegible]する所、地味肥沃、禾穀穰[illegible]せざるになし、十二年秋に至り、幕府役人を遣りて之を檢し、其收[illegible]を計りて貢を納めしむ、以て定[illegible]となし、元祿八年に至る、延寶二年、開田[illegible]ほ成り(役夫凡八萬[illegible])、[illegible]年春に至り、人[illegible]に千五百[illegible]歩[illegible]を賣與し、金七千五百兩を得、七年[illegible]、官公用地を定む凡三百四十七町、其他七町七反の道路とす、既にして元締等三人利を貪り[illegible]を[illegible]して、各相傾軋し、相殺害するに至る、貞享五年、幕府三人の職を褫ひ、隱匿する所の田地を沒收す、時に[illegible]田の成るもの三千六十二町、其千二百廿一町は三人の沒官地なりしとぞ、凡[illegible]田の始て成るに方りて泥濘深厚にして、地[illegible]牢固ならず、貞享二三の兩年、大旱相仍り、土性是より乾燥す、元祿八年三月、幕府檢地、[illegible]田貳千七百四十[illegible]町、[illegible]斥にしていまだ耕耘に就かざる者六百四拾七町、合せて三千三百八拾八町、是に於て始て租[illegible]の[illegible]額を定めて、其草高合貳萬四百拾九石分ちて拾八村とせらる。

道[illegible]高[illegible]沿[illegible]來、[illegible]枯[illegible]衛[illegible]、一[illegible]打破椿湖凍、

椿（ツバキ）　[illegible]老[illegible]一云、　宋　陸

今椿海村と改む、舊村の東一里、即椿海の西湖の一岸にあたれる地なり。利根川圖志云、椿湖は今干潟八萬石といふ、香取神宮を去ること六里許、古老傳へ云ふ、此所昔最大なる椿樹あり、高數百丈、枝葉三里の間に扶疏し、花咲くときは天紅にして、散るときは地に錦を敷くかと疑はれ、吾香取大神常に影向し給ひしに、蕊數盡きて、樹と共に自倒る、其根の跡湖水と爲る、因て之を椿海といへり、又其上枝の方を上總とし下枝の方を下總と云へりとか、今も此湖の傍に椿村あり。○貞享、干潟今猶旱魃の年には、椿海村の田面に、濃厚の鹹水を涌出し、[illegible]堆積して、植物爲めに枯[illegible]すと、信者[illegible]すべし。

新町（シンマチ）　（椿新川）（鎌數）

今鎌數（カマカズ）と合し、共和村と云ふ、井戸野の北一里半、椿新田の中央にあたる、沼澤中の諸流は、新町の邊に會して、一條の排水路と爲り南下す、椿新川と稱ふべし、長三里、[illegible]川長谷の矢指浦に至り海に放つ。鎌數は太田村（今海上郡旭町へ入る）に接すれば、古の太田郷の域内なりしが如し。新町は新市場とも云ひ、元祿五年の開創とす。

海上郡

海上郡（カナカミ）　本州の東端にして、其西方接壤の地は、香取匝瑳の二郡あるのみ、東西南の三面、皆江湖海濱に至りて盡く。今面積八方里、五町十三村に分ち、人口八萬あり。江海の濱、[illegible]邑大村よりて、民口富實、[illegible]郡と言ふべからず、銚子飯野町に治む。

海上郡は和名抄、宇奈加美と注し、十六郷（高山寺本に[illegible]るゝに分てり、中世海上庄、三崎庄の二大庄起りて、諸郷里を籠蓋し、東氏海上氏の二族、千葉より出て郡内に繁衍す。已にして東氏の領知せる海上庄は、香取郡の下に移り、近世之に仍る。されば今の海上郡は、三崎庄の境内に相當し、和名抄、石井舩木の間、七郷に外ならず、（匝瑳郡の數郷の地も入る）自餘の九郷は香取郡へ併せらる。[illegible]世[illegible]地、[illegible]（ウナカミ）、海上郡二萬五千石、○海上は上古に在りては下菟上國と稱へられ、其分境も香取、匝瑳へ涉り、總國の屬なりしと雖、一國造ありて之を治めたり。

（下菟上國）

古事記云、天菩比命之子、建比良鳥命、下菟上國造之祖也。○國造本紀云、下海上國造、輕島豐明朝（應神）御世、上海上國造祖、久都伎直定賜、[illegible]常陸風土記云己酉年（大化五年）割下總國海上國造部內、[illegible]以南一里、那賀國造部內寒田以北五里、別置神郡。地理志料云、海上、古事記作菟上、皆項髮之假借字、其地斗出海中、如項髮、故名、按上總又有海上、故冠下字、以別之、粟田氏曰、出雲國造系圖、有櫛月命、[illegible]天穗日命五世孫、據此久都伎疑殿志字也、大化改新、降爲郡。

下總古事考云、東庄の王子社と、見塚[illegible]宮、見[illegible]雷宮、三社の神輿を、海上郡高上浦へ行幸して、香取宮に御幸あり、又王子社の祭には郡代といふ職掌あり、香取、匝瑳海上の三郡の郡司代の謂にて、此三郡即古の海上國造の部内なりし、又大化改新以後の海上國造に、[illegible]なるが是は上古の國造の絕えたるを、他姓にて繼ぎたるならん。正倉院文書、海上國造天平十年[illegible]云、[illegible]帳中[illegible]、海上郡大領司主帳事、中宮舍人、左京七條人、從八位下海上國造、他田日奉部直神護が、下總國海上郡大領司に仕奉る由故は、神護が祖父小乙下忍、難波朝廷少領司に仕奉き、又外從八位上給、藤原朝廷に大領司に仕奉き、兄外從六位下勳十二等國足、奈良朝廷大領司に仕奉き、神護が仕奉狀、故兵部卿從三位藤原卿位分資人、始養老二年至神龜五年十一年、中宮舍人、始天平元年、至今廿年、合三十一歲、是以祖父兄ら亦仕奉ける次に在故に、海上郡大領司に仕奉と申す。

[illegible]武紀、寶曆四年正月、授正六位下海上國造、他田日奉直德刀自、外從五位下。光孝紀、仁和元年閏三月、下總國海上郡大領、外正六位下海上國造、他田日奉直春岳、代百姓[illegible]調庸、（萬葉集卷二十、下總國防人、助丁、海上郡海上國造、他田日奉直德大理。）

東鑑、建保六年の條に「東重胤、胤行、去比下向下總國海上庄、久不歸參之間、將軍家被遣御書、給詠歌」云々、この海上庄の事は、[illegible]香取郡橘東城（タチバナトウガウジヤウ）の下に詳也。千葉系圖に、常胤の子胤市當衛を海上氏の祖とす、而も東重胤の次男胤方、亦海上氏を稱し、其孫胤は實に同玉造、長谷、木庄、舩木等の諸家を開く。

◆◇◆

幸川郷（カウカハ）　和名抄、匝瑳郡幸川郷。○今詳ならず、海上郡神宮寺村の邊に、大田郷の南、長谷郷の東にして、往時の匝瑳郡內の地と想はるれば、そこに擬すべきが如し。

地理志料云、幸川、訓闕、按高山寺本、幸作辛、蓋矢幕辛嶋[illegible]也、常讀云[illegible]志加良、今有足川村。

神宮寺（ジングウジ）（仁玉）　今中谷里、仁玉と相合せ富浦村と改む。成田の西南なる海濱に當り、匝瑳郡小笹、長谷と椿新川を隔てて相對す、神宮寺と云ふは、老尼社の僧舍坊などに因りて此名あるか

大田郷（オホタ）　和名抄、匝瑳郡大田郷、○今海上郡へ屬し、旭町に大字太田あり。千葉大系圖に大田又太郎胤貞あり、この在名を稱へし人とす。匝瑳郡井戸野の東に、椿新川を隔つ。

（太田）寛文十一年訴狀（椿新田開墾事略）云、椿海切落の儀、御奉行樣方、三川(サンカハ)通に水守被仰付候處に、其内[illegible]去年霜月初より、三川通より一里餘上、井土野村に切落普請仕候而、同月末方に、本日切落し申候に付、七ヶ村へ大分之砂押込水押入、前代之禄田地共、[illegible]合五十町餘損地出來仕候、則椿海三合程迄は干潟に成申候へ共、此干潟之儀元より不殘ちやりにて御座候へば、田地に成り可申所、千石高も可有之候へ共、此分田地に仕立申候は大分手間難不申候ては、成就不仕候、又左候はば井土野近邊七ヶ村にて、高七百石程之禄田地、永荒に成可申候へば、只今迄新田請合之者共、御出役之儀相見え不申候、其上霜月新川口切通し以來、手今御新田普請も不仕候、先年以來椿海五萬石程の御新田に仕立可申旨、御請負の者申上候へ共、此海東西南北の法と、川下村々一萬石餘の東西南北の法にて、此海を御新田に成し申候儀、御了簡可被成下候、第一此海御座候に付、川下にて一萬石程の用水に成申候へ共、此海すきと干し切候へば、下總荒地可罷成候、其上海干切候而、新田に成申候はば、又大分の川水仕立不申候ては、罷成間敷候、左候へば、只今此海三合程の干潟にて、新田出來の儀、御了簡可被下候、如此申上候迄、御新田の障りな申には無御座候、最初御奉行樣御穿鑿之上、太田始め十三ヶ村用水、壱弐合に御定被成候、御約束之通に罷成候へば、申分無御座候。

成田(ナリタ)

（旭）今太田、十日市場、網戸と相合し、旭(アサヒ)町と大字て、[illegible]海上郡へ三里、飯岡へ三里、迄には南北[illegible]られたり、匝瑳郡南莊の分域なりしを知る。寺社分限帳、大田寺[illegible]寺、寺田十五石、傳云、[illegible]制す香取郡内山村、[illegible]安中[illegible]十今地、[illegible]十石亦見分限帳、寛安中[illegible]上神隆（八郎公胤）門間判中[illegible]、椿海、寛文十年[illegible]門以前の排水は、太田、太田の間を通い、井戸野の方へ流れたりとぞ。

網戸(アジド)

（蘆戸）[illegible]田の東に[illegible]し、今旭町の大字とす、古書に蘆戸(アシト)に作れり。網戸の北は椿海新田にして、今其琴田、江崎(エガサキ)、後草、高生の四村を合同して嚶鳴(アウメイ)と改む。地理志料云、網戸[illegible]云[illegible]、[illegible]、於木[illegible]、[illegible]信綱人、源[illegible]天正十八年[illegible]關下[illegible]蘆戸一書[illegible]、[illegible]、其[illegible]存。

椎名内(シヒナウチ)

今見廣、[illegible]中と相合せ浦賀(ウラガ)村と改む。網戸の南、[illegible]宮寺の東にして、[illegible]川村に接せる濱村なり。椎名氏は匝瑳[illegible]の人なるが、此に居りしならん、千葉郡椎名を[illegible]とす。匝瑳黨椎名氏より出で、常胤の孫、（千田[illegible]房の子）椎名八郎胤光あり。

三川(サンカハ)

今三川村と云ふ、椎名内の東にして、飯岡町の西北一里、濱に居り、村中に[illegible]田沼あり。寛文九年、椿湖開墾の時、三川濱へ排水路を造る計畫にてありしが、中途改變したり。

椿川郷

（足川）和名抄、海上郡椿川郷、[illegible]椿川とありて石井、横根の間に載す、石井、横根は其位置分明なれば、[illegible]網戸、椎名内の邊たるを推すべし。因りて按ふに、椿は椿の誤寫に出で、椿川はよみてアシカハなりしを、後世足川に訛りしならん。今網戸、椎名内の中間に足川村存す。前人或は橋木の誤かと云ひ、橋[illegible]に[illegible]たれど、[illegible]、海上郡[illegible]列郷の跡を探るに、橋莊は石田郷にあたり、前後の次序混亂すべからず。

須賀郷

和名抄、[illegible]須賀[illegible]木[illegible]、高田[illegible]、石井、椿川[illegible]の間なる[illegible]、椿海沿岸の斥鹵なること、推斷して之を知るを得ん。即[illegible]の義とす。

蛇園(ヘビソノ)

今見廣(ミヒロ)、倉橋等と相合して、鶴巻村と改む、網戸の見廣、三川の北とす。古の椿海に蛇園、後草、網戸の邊まで汎濫せるごとし。見廣に雷宮と稱する小祠あり。

後草(カシロクサ)

今琴田、高生、江崎(エガサキ)と相合せ、嚶鳴(アツメイ)村と改稱す。○椿新田由來書云、寛文九年六月上旬、爲御檢分、[illegible]御勘定頭以下々着、蛇園村御宿、水落し川通御覽、笠川通、後草村地内より、三川村地内見通し、被成御指圖候、刑部は三川村濱方より繩初め、新田まで片輪堀通し、其後右の堀場所惡き由申上、何方にても勝手能所、家屋舗にても不苦候間、見立堀通候樣に被仰付、今の新川を刑部見立、十年戌十月水守、太田村、井土野村地内、古川取合迄、同十一月廿一日普請出來す。

石井郷(イハヰ)

（瀧山）和名抄、海上郡石井郷。○今瀧郷(タキゴウ)村是なり、大字岩井存り、飛泉あり。成田の北東一里半、井野見の西二里、椿海新田の東涯にあたる。（飛泉に倚り不動堂を置く、瀧山(タキヤマ)と稱し、地方の一名境とす）地理志料云、石井、[illegible]岩壇之[illegible]、東莊王子社、永祿三年祭事記、作松谷郷岩井村、當時誤木末者。○椿新田開墾事略云、椿海開田稍く成るも、灌漑の水に乏きを以て、[illegible]水池を造る、池は土言に之れを溜井と謂ふ、馬場溜井（太田村）は寛文十一年に成り、袋（太田村）馬洗（椿飯塚二村界）松木（大寺村）長熊（鏑木村）龜代（大寺鏑木二村界）堀の内（堀内村）諸德寺（諸德寺村）小南（小南村）大久保（大久保村）窪の谷（窪の谷村）岩井（岩井村）高田谷原（高戸村）蛭田（飯塚村）の十三溜井は寛文十二年に成る、又岩井より渠を通して高田谷原溜井に至らんとするに、岩井の南に山阻あり、野州日光の人は巖阻を刊削するに慣るゝを以て、託して竇道を鑿つこと百八十間、其費を百二十五兩とつたへたり。

（岩井）

横根郷(ヨコネ)

和名抄、海上郡横根郷。○今飯岡町に大字横根存し、郷域は其東なる豐岡村へも及ぼせる

八日、羽右衛門、[illegible]の南、[illegible]年寄[illegible]、文治五年條、下[illegible]、在料[illegible]八十石[illegible]〔増補志料〕

飯岡（イヒヲカ）

今飯岡町、人口[illegible]、[illegible]、上永井[illegible]なりと雖も[illegible]崖に[illegible]、[illegible]其東南に斗出して、[illegible]九十九里の沙濱の[illegible]銚子町を去る[illegible]里、漁戸商工相雑りて、小市街を作れり。

玉崎神社（タマサキ）

今飯岡町の[illegible]なる下永井に在り、上總一宮玉前神と同[illegible]なれば、亦其祭祀の因由を同くするならん。[illegible]傳に曰く、永禄五年、里見義頼上總国長柄郡一之宮の城主[illegible]をして之を攻めしむ、時に一宮玉前神社の社人、久しく[illegible]城に據り、守拒すること數月、[illegible]に及んで、社人[illegible]を携へ、[illegible]に逃れて、[illegible]郡司に頼らんと欲し、當地に至る、本社は蓋當時の遷祀に係ると。上總国[illegible]、長柄郡虎見の大東崎に至る、[illegible]約十六里十八町、海上郡飯岡村の玉前神社と、長柄郡一宮玉前神社、北南に相對してこの浦を守護するものゝ如し、日本書紀「日本武尊[illegible]、上總より[illegible]して陸奥國に入らんとす、時に大鏡を舟に懸け、海路より、葦浦を廻り、横に玉浦を渡て蝦夷の境に至る」と[illegible]玉浦と稱す、[illegible]九十九里濱、もと玉浦と稱すと、[illegible]名稱となりしものならん、然れば大東崎より飯岡に至る海濱を玉浦と云ひしか。○今按、飯岡の邊を匝瑳郡珠浦郷に擬するは[illegible]れり、[illegible]九十九里濱南北に[illegible]せられしは、頗其以あるを覺ゆ、玉浦と云へるも九十九里濱に外ならざるべし。俗説、飯岡の玉前神は永禄中に[illegible]するやに傳ふれども、恐らくは[illegible]に其社あり、上總の社と[illegible]て、[illegible]、[illegible]此に[illegible]けるにて至りしのみ。

(玉浦)

永井埼（ナガヰ）

[illegible]と[illegible]「[illegible]」とす地理志料云、永井埼、[illegible]上總大[illegible]神社、其[illegible]、今[illegible]凡十六七里、謂之九十九里濱、是古今五町爲一里之遺也、古令五町、[illegible]所謂大尺、俗稱六町、[illegible]尺所謂小尺、其[illegible]、是今十六里半、合古九十七里也、日本紀所謂玉浦、蓋是、下永井有玉埼社、海中有石、中有穢洞石、其形似[illegible]、吹之成聲、平田篤胤得其石者、名曰天石笛、[illegible]、其物今存[illegible]家

八木（ヤギ）

今嶋、常世田、小濱と相合し、豐岡村と云ふ、飯岡の東なる臺地の上に在り、三宅郡、[illegible]に隣接す。

夜[illegible]　　　[illegible]

[illegible]大濱村遠、角角[illegible]一[illegible]、[illegible]
[illegible]、[illegible]求[illegible]三島、[illegible]先[illegible]六[illegible]、
[illegible]、[illegible]、

三前郷（ミサキ）

和名抄、海上郡三前郷。○今本銚子町、銚子町、豐浦村、高神村、西銚子町等にあたる。三前と云ふは即其地形に出づ、中古には三崎庄と稱し、[illegible]里にまたれる大[illegible]たり、今豐浦村に三崎の大字あれば、古[illegible]中の一[illegible]に、舊名の偶然存留せる者とす。

下[illegible]國にみさきといふ所あり、日本の東のはてなれば、月の[illegible]よりいづるやうにて、みゆるなりとなむ、申し傳ふ、〔家集〕　　[illegible]　長　[illegible]

くまもなき鏡と見えてすむ月をもゝたびみがく沖つ白波、

たまと見るみさきが沖の[illegible]より立出る月の影のさやけき、

(三崎)

地理志料云、日本紀[illegible]、[illegible]「下[illegible]」[illegible]、文治元年、[illegible]年條「下[illegible]」[illegible]也、[illegible]下[illegible]三崎荘、[illegible]治元年條、「[illegible]接、[illegible]家、[illegible]其孫、[illegible]子[illegible]行、[illegible]、有所由也、文永二年香取[illegible]、銚子[illegible]年文書、三崎荘本荘[illegible]、三崎村云々

邊田（ヘタ）

今三崎、小川戸と相合せ、豐浦村と改む、銚子市街の南にして、犬吠埼の陸[illegible]に[illegible]る、即其南方は海崖に至り、此地方に[illegible]千[illegible]に、邊田六郎[illegible]、[illegible]上[illegible]七[illegible]等あり、本[illegible]の四世孫[illegible]

犬吠埼（イヌボエ）

[illegible]、銚子市街の東南一里[illegible]を外川濱と呼び、又犬吠の北を君ヶ濱、[illegible]上濱と云ふ、[illegible]上濱の北、[illegible]、一作[illegible]の海門とす。凡河口より夫婦鼻、犬吠埼より外川濱に至る陸[illegible]は、[illegible]、七十[illegible]、犬吠[illegible]は犬坊に作る。

(高神山)

[illegible]
[illegible]
九十九[illegible]

水路志云、犬吠埼は、其頂に一[illegible]山(高神)を有する、多岩の陸頭にして、高二百四十呎、而して其北方及び南西[illegible]、[illegible]、此陸頭は[illegible]に

(犬坊崎)

分る、其南東角を長崎鼻、中部の角を犬吠埼、北東角を日戸鼻と稱す、該陸頭の南濱は、恰も高堤の如き岩礁直立し、長崎鼻は低く且多岩にして、夫より低濕地、海に鋪及する四鏈、又該陸頭外面の汚濱は、北方に向走し、三海里にして幌掛石に至り、是より北西に轉向して利根川口に至る、此濱岸甚亂形なり、該濱岸より岩陵の海方に鋪及する事、三鏈より四鏈に至る、此岩陵上屢海獺の群集するを見る、犬吠埼と日戸鼻との間は、岩陵暗礁甚多し、犬吠埼燈臺は埼の南東端に在り、海面上百六十八呎、晴夜光達十九海里。

（海鹿島）

利根川圖志云、海上砥は犬吠が埼より出る荒礪なり、故に彼崎一名石切の鼻と云ふ、又海獺島の海底にカーン石とて出る、黒くして石炭に類似す、光澤漆の如く、至て上品なり、網にかけて採ればとて、大なるものはなし。○國邑志稿云、延喜式、下總國貢の中に獨肝二具と載す、是は海獺肝か、銚子浦に海獺島あり〇犬吠埼は本邦の太平洋面に於て、暖海流（黑潮）と寒海流（親潮）の交會にあたり、海上の潮流風候は、頗異象を觀るべしと。

高神（タカガミ）

又高上に作る、今高神村と云ひ、銚子半島の大邑なり。○銚子沿革志云、銚子の漁業は、其初め土民の經營ありしならんも、徵々見るに足らず、寛永、正保の頃、紀州廣村の人、崎山次郎右衛門、浦續き漁業を啓して、關東へ下り、明暦二年、銚子浦に住せ網を創めたり、房州の漁民亦來り競ひ、銚子の漁是より盛なり、寛文中、崎山氏高神村に漁戸場を築き、大漁を獲たり、今に「外川大繁昌」の俚諺あるは是を原とす。

（高上）

銚子の小半島は、洋中に突出して、九十九里沖と鹿島灘とを分ち、廣漠なる坂東平野の邊陬に孤立する、一小嶼とも見らるべく、其基底として古生代の成層岩露れ、又新火山岩の小噴出をなせる所あり、即半島の西南角をなせる犬若崎の絶壁、並に其の附近に散在せる岩礁、皆此等の古層より成り、長崎には更に其の上を新火山岩の蔽ふを見る、（關東地誌）巨智部氏に從へば、銚子半島の北部、及び東南端には新火富士岩ありて、其の噴出口は、恐くは愛宕山なるべしと云ふ。

外川（トカハ）

高神村の南なる漁邨にして、外側の謂ならん、長埼の岬角其東方を遮蔽するを以て、其灣中に避泊の船舶往々至る、北西乃至北東の風は高神山に因りて防がる、銚子町の南東一里半、水深四尋、錨地は沙底なり、又長埼に琥珀石を産すといへり）

（長崎鼻）

利根川圖志云、銚子の川口の棄塲、千人塚より日戸鼻、觀音岩までを平磯といひ、海獺島は岸より四五町計離れたり、此邊を黑ハヘ濱とも云ひ、黑石多し、島には年中葦鹿あり、或は二三十、八九十多きは二三百にも及ぶ、之を望み見るに、數多の葦鹿重なり合ひ、上になり下になり、狂ひ遊ぶさま、犬の子の乳を爭ふが如し、海獺島より犬吠埼までを君が濱と云ひ、此より傳濱、長崎が鼻など風景よし、外川の濱は漁獵場なり、センが岩屋は外川より南、今按西ならん）なり、犬若は又其西なり、南面して海に對ふ、名洗浦に鐵砲の臺場あり、其つづきを屏風浦と云ひ、銚子の磯廻りは此所に終り、飯岡、九十九里濱の浦へつづく、富士の高嶺遠に見ゆ。○名洗浦に茅萢島あり、俗説、因て陸地皆沒の附會を爲せど、信け難し。

曰く、高神村字犬若の北西、名洗の海上、と約五百米を隔てゝ、東芋苗島、西芋苗島と稱する二礁あり、古老の口碑によれば、今を距る三百年前、文祿年間には、かの島諸地に連續し、其の名も村民蕪草を苗藥したるより起れるなりと）

（名洗浦）

銚子港（テウシ）

犬吠陸頭の北側に在りて、近世利根川亦之に會流し、因て舊時に改へ、其利根川の全く東歸せざる以往に在りても、毛野川（絹川）香取浦、及び常陸の信太、浪逆の諸江此に會流し、江海出入の門戸たり、故に銚子口の名あり、又銚子浦と云へり○浦の南岸、岡崖に倚れるは銚子市街にして、北濱は常陸原と稱し、常陸鹿島郡の沙原なり、孤村あり東下と名づく。

（銚子浦）

按、銚子浦は常陸風土記に「香島郡、東大海、南下總常陸堺、安是湖、西流海」云々とある安是湖にあたる。この湖は普通ミツウミと訓みたれど、ミナトとも訓むべきこと、遠江濱名郡猪鼻の湖神社の下に參考して之を知るべし、又風土記標注、宮本氏曰「安是は淺瀬の義と云へるなるべし」云々。利根川の大水の、此海門に歸注することとなれるは、近世慶長以降の事にして、其以往には銚子口の狀態も、今の樣子にはあらず、水量猶多からずして、淺灘石瀨いと淺かりしを想ふべし、安是湖の名義おのづから明かなり。（三宅甫參考）

（安是湖）

水路志云、利根川は銚子口より海に放つ、我邦大河の一なり、而も唯小廻船の、晴和の日に於て、高潮に乘じ、其關口堆を經過し得可きのみ、若し東、或北東の風強吹するか、又は波濤湊入するときは、水深四五尋の處も、猶破浪を起すが故に、端艇といへども該關口堆を通過し難し、川口南濱に礁群あり、一ノ岩、二ノ岩、三ノ岩、と唱ふ、黑岩にして高十五呎に至り、川口を横ぎり海濤之に激す、川口北濱は低くして、此より淺沙嘴伸出し、二ノ岩三ノ岩を距る二鏈以內に鋪及す、關河岩帶あり、水道の半部に横亘す、低潮の時岩上水深僅に七呎なり、又前記沙嘴以內に至れば、川幅廣しといへども水淺し、川の南岸には銚子町あり。○銚子沿革志云、銚子の海門は其北岸鹿島郡東下の洲角にナカラミと呼ぶ暗礁あり、此礁は往時其長二百間餘、宛然堤の狀を成し、之に接して大深顆加はり、出入の船舶は專ら之に縁りて航走し、千石積の大船も容易に此を通過せりといふ、然るに、文化四年、清國商船漂流着津の時、之を港内に引き入れ、何故

に大損害したりしかば、其餘の畦村は水中に留まり、從ひて螺貝、及び流沙漂泥之に附着し、漸次に堆積を加へて遂に淺灘を生ず、因りて之を千人灘と名づけたり、又南岸飯沼なる陵原の西涯も、近世年々運び増大す、殊に天保十一年、及び安政五年の大颶に、ナカツミの沙堤洪濤に破碎せられて、護土一掃其影を見ず、水底僅に痕跡を留むるも、原形に復することなし、凡如是の地變に因り、銚子の湊門は水深減し、港筋亦變移り、近年は千石前後の船も、一切入津寄泊せざる状となりぬ

銚子（テウシ）

今本銚子町（ホンチヤウ）、銚子町、西銚子町の三に區分し、犬吠崎の陸頭の北側、利根川の河岸に臨める大邑なり、人口三萬餘、舊名銚子浦と云ひ、此港門に銚子口の險名あるに起る、

或は日ふ「按、銚子之言、違伏也、與志摩答志郡同語、蘭仁斗出大洋、故名、或作鳥箭、陋矣」と、鳥箭は言ふまでもなし、されど遠伏の解も直截ならず、且銚子の古語は答志と同じと云ふは、明徴あるに非ず、殊に地理を推せば、銚子は海口に廻り、答志は海岬に因む、異言なること必せり（甲子夜話云、世に謂ふ銚子浦とは、その地勢の酒器の銚子に似、浦の入口の海底、ことごとく大石礎を立てたり、方言ガンバラと云、船路石間纔廿間ばかりありて、其餘は嶮巖のみ、因て口狹く中廣きを以て、銚子の名あるなり。

利根川圖志云、銚子の湊は大日本東方の隈、一名犬房が崎と云ひ、關東第一の湊にして人家五千に餘れり、西は松岸、垣根を限り、南は三崎、小濱を限り、北は利根川の末大海に至り、東も大海なり、其間方二里に及べり、川口明神は川口の方へ背出たる、飯貝根の山上に在り、拜殿に白紙大明神と額かかげたり、此より川口を眼下に見おろし、常陸原鹿島の浦より、奥州の浦々まで見わたさる、鹿島日記（享保中）に「いも言はぬ礒邊のさま、岩のたたずまひ、寄せ返る波、取り集めたる哀れさ、言葉にも文字にも書き盡し」と云へるは是也、川口は即銚子口にして、岸に添ひて二の岩と云て、大岩二所あり、○地志提要云、銚子港の川口に砲臺あり、川口砲臺、千人塚砲臺と號す（近年是等の砲臺廢毀せらる、高崎藩の所築とす）

(銚子口)

抵銚子浦、戸口殷富、然港口沙淤、不便通舟、其守備單弱、亦恃地利者歟、　吉田松陰

巨江滔々流入海、南船幾隻青尾泊、春風吹送絲竹聲、彩壁紅欄白戍郭、昔來繁華千子年、倚檻一望天地廓、遠帆如鳥近帆牛、潮去潮來帆漫々、歐邏巨艦知何處、決眦東南情懷惡、眉山之老骨已朽、何人復有審敵作、仄聞戎毒與漢清、宴安或被他人掠、杞人有憂豈得已、閑却箱中綏邊略、強開樽酒發浩歌、滄溟如墨天日落

長江萬人大東瀛、淼々帆檣閃夕陽、香粉半濤遊女水、樓臺十里海螺聲、昇沈不盡魚龍氣、來去偏喧潮汐聲、何處嶮岩高可倚、要看杲々日初生、　梁　星巖

銚子縮布は世に波崎機とも稱し、もと漁家の婦女の製出に係る、是れ近世武州川越の縮布に擬し、其經緯の單縷なるを複縷に改作し、以て聲價を博せし者とす、

飯沼（イヒヌマ）

今本銚子町と云ひ、人口一萬八千、銚子口を扼し、直に湊門の上に在り。寶永中より、上州高崎藩（松平氏）本邑を兼治し、吏卒を置けり、其陣屋は圓福寺の南方に在りき。

鎌倉大草紙に「文明十一年下總國飯沼も落城し、海上備中守師胤も、千葉介自胤に降參」とあるは即此地とす、房總治亂記に、天正十八年、飯沼を松平外記伊昌に賜ふとあるも此なり、○古事考云、飯沼故城址、在飯沼村、今高崎侯治所之南、妙見祠邊、其址云、地方千許、不但城址、古老云、松平伊昌始以其邑村來迎寺爲假館、後移此地。

港口人煙萬戸稠、危檣林外海悠々、紅樓歌上金閣背、先覺扶桑第一州、　菅　淺

(川口神社)(千人塚)

飯貝根（イヒカヒネ）

飯沼の東、川口山、和田山、千人塚の邊を惣に飯貝根といへり（寛政六年香取日記云、和田山といへる松本深く生茂れり、山の尾は木立もなく、砂の上にて海にさし出たり、その尾を少し離れて、海中に一の島、二の島、三の島と稱へて、大きなる巖立てり、むかひは常陸國の波崎なり、限りなき大海の浪、こゝに集ひ來てかの波崎に打寄せ、あるは三の巖にあたりて、且碎け且漂行くさま、繪にかゝまほし、この頃の雨風に、つながれし大舟ども、あまた友綱ときて、つらゝに浮び出たる帆影など、いと面白くて、譬へ言はんかたなし、

海上の沖つ八潮路霞みて浦わの千ふねあさびらきせり、　春　濤

和田山には不動堂あり、川口山（カハクチ）には明神社あり、此社に齒櫛の緣起を傳ふるが、怪誕甚し、利根川圖志云、千人塚は川口に有り、むかし獵師の海中に溺死したるを葬りし塚也と、石像の地藏尊建り、毎年七月、銚子浦中の寺々、其日〳〵の定めありて、此塚の上にて施餓鬼あり、何人の詠しにや、「うたかたのきえしあはれはむかしにて今に泪だのつゆのふる塚」また獵船の沖に出て、風あしくして歸りおそき時は、此塚のうへにて火を焚き、川口の目印とする由にて、頂に火を焚し跡あり、此塚の側に鐵炮の稽場あり（川口明神の緣起大意、昔當國四日市場に長者ありて、其女延命姫、容貌醜かりしが、如何なる宿世の緣なりけむ、安倍晴明を戀ひ慕ひて、遂に迎へて夫婦となりぬ、されど晴明これを厭ひ家を逃れ、履を小濱村の海濱に止めて、西安寺に匿れぬ、女これを見て水死せるものとなし、身を投げて死しぬ、土人其不幸を憐み、齒及び櫛をこゝに埋め、齒櫛明神といひしを、今は誤りて白紙明神といふと、又今俗容貌の醜なる者、櫛を收めて祈願すれば、必美麗となるとけり）

圓福寺 飯沼の西に在り、眞言宗を奉す、坂東札所第二十七番の觀音堂とす、林丘に倚り、江海を望み、堂塔亦佳麗なり。

寺社分限帳、飯沼圓福寺、寺田三十石、安觀音像、所謂札所之一、藏銅塔、驛鈴、及古文書數十通、其塔識云「文安二年、海上筑後守胤榮寄之」域內有早器居士墓碣、文祿五年所建、早器即總歸之借字、蓋言瀧川一益也、事見濟泊齋史論、日本野史。○圓福寺に上總國望陀郡管生莊、享德五年の鐘をつたふ、其銘識は管生の條に見ゆるごとし。

荒野 今新生、今宮と相合せ、銚子町と云ふ、人口一萬。即飯沼の西に連接し、街巷相雜はる、今宮の南部は即邊田村なり。

(新生)

元祿十一年、荒野、新生より高神浦名洗へ、新川の堀割を謀り、官に請ひしも、居民の故障ありて、聽許せられず、天保十三年にも、新渠開通の議起り、又果さざりしと。

銚子沿革志云、銚子の名稱は港口の形狀に出づ、何の頃より唱へしや詳ならず、寶永二年、紀州廣村崎山氏影堂の記に「海上郡三崎庄、有銚子浦、廣水之注于海處、酷追近、而似銚子之水、出於其口、所以世俗喩之爲浦名也」と見ゆ、飩近注子、又は鳥嘴と書し、或は遠代の意に出づと云ふは、皆詞人好事の業のみ、取るに足らず、近世海高に關すれば銚子九村と云ひ、湊に干係しては四村を數へり、四村とは飯沼、新生、荒野、今宮是なり、而も鄕名を呼べば本城鄕といへり、抑此湊町は寛永、正保の頃、紀州の人來住し、漸く漁業を開きしより、民産頓に起る、又奥州諸藩の廻漕米を始め、東北地方の諸貨物商船、此に繋泊する者多きを加へしより、戸口年を逐ひ增加、元祿中、飯沼和田町に遊女を置き、正德五年、今宮に定芝居を始め、又妓館を本城村に建たりとぞ、文政中、四村合二千七百餘戸、一萬三千餘人、而も元治、慶應以來、廻米船賣船共に減じ、尋て廻米全く絶え、港津の面目を失へり、古記の傳ふる所に據れば、天明中には廻米十八萬石、雜貨十萬石の入津船あり、元治以後は廻米萬石、雜貨も萬石に滿たざりき、入津繁榮の日には、諸藩廻米の取扱のために、御藏あり、御穀宿あり、又船宿ありて、仙臺、南部、米澤、相馬、岩城、笠間等を主要の侯伯とせり。

貞享中、紀人來于銚子、創八乘船操網、自是土人始知洋上漁魚、外川、飯貝根等地、魚戸繁盛、歲增加數百戸云、

舟楫操成意匠新、軒々巨網泣潜鱗、何知注子三千戸、滿市閒於木國人、　棠陰

舊事考云、銚子戸數五千、多漁戸、造醬爲關左之魁、亦保奥羽海運屯泊之要津、本州中第一殷富地也。

本城 今西銚子町と云ひ、人口四千(伊豆原とも云ひしことあり)松木、長塚の二村をも合す。荒野、今宮の西にして、共に銚子內浦の岸に倚れり。

圓福寺、明德元年文書に三崎庄本庄鄕三崎村と載するを惟ふに、本城は中世の三崎庄の本つく所にして、最舊地たるべし、東氏系圖に本庄盛胤あり、海上次郎胤方の子にして、又東七郎とも呼ばる。○地理志料云、本莊即三崎庄司所居、有稱本庄、不知、柴採樵地、傳爲治承中地頭片岡常春居址。○續從本千葉支流系圖に、本庄盛胤の四子は邊田、高上、松本、馬場の四家を開くと(松本九郎胤基、馬場十郎胤文)松本は今西銚子町の大字にのこる。

萬里晴煙地極頭、人家一簇擁江流、青樓夜月女郎唱、漁浦春潮商客舟、漕運路流通北海、魚鹽利正甲東洲、紛華豈是優遊地、且爲溪山兩日留、　潤山

(本松)

三宅鄕 和名抄、海上郡三宅鄕。今海上村是なり、大字三宅存す、三前鄕の西北、橘根鄕の東北にして、船木鄕に接す。其江灣には往時三宅滷の名あり、是は安是の海門(銚子浦)に連續し、西北浪逆浦、信太浦(霞浦)等に通へる一條の流海なりしを知る、而も此流江の滷の末は、安是湖と爲る、銚子浦を合考すべし。

常陸國鹿島郡苅野橋、其國司、別撿稅使大伴旅人鄕時、長歌、

特牛の、三宅の滷に、さしむかふ、鹿島の崎に、云々

海上の、その津をさして、云々。○冠辭考云、特牛はコトヒウシなり、和名抄「特牛、古度比、頭大牛也」と載せ、又卷十六に「事負の牛」とも見えて、大牛、殊に物を多く負ふ故に、しか云ふか、察飼の意にて、三宅といひかけたるか、三宅鄕てふは、國々にあれど、こは下總の三宅なり。○今按、鹿島郡苅野橋は蓋輕野鄕の地にして、今日川驛の邊とす、此三宅と北南相去る四里許、而も江流相通じ、當時此間江水上下、都て三宅滷と呼ばれ、浪逆海より安是湖まで(即鹿島海上の二郡の交堺)の總名なりし如し。されば萬葉なる大伴卿の經過せられし三宅滷、海上津は、三宅鄕にはあらで、實は鎬玉鄕、小野鄕のあたりの流江なりと想察せらる。

(三宅滷)

松岸 今垣根、柴崎、四日市場、三宅、赤塚、余山など相合せ海上村と改む。西銚子町の西北なる村郊なれど、松岸、垣根は連檐比軒の市巷なり。柴崎、三宅、赤塚等は田野の間に散在す。一說、垣根とは此地蠣を產すること多ければ、それに由れる名かといへり、古言ネに澄の義地の義あり。

(垣根)

利根川圖志云、松岸は利根川上下の舟舩の繋ぐ所にて、銚子往來の旅人此河岸より揚る、淫肆ありて最も繁昌なる地なり。總常日記云、松岸と云ふに、船果てたり、こゝより飯沼かけて、岸に臨める家居ども見わたすに、時知らぬ雪の降り積みたる心地するは、皆蠣の貝もてふけるなりけり、此川にて蠣の多くとらるゝを思ひやるべし。

地理志料云、垣根有長者屋敷、有長者山圓福院、古言東長者長島長者、即其宅址

葦葉依約水中中、蘆擁蒹葭倚蕭條、買船下高一丈目、詩人何當有兀住、　雲如

海上八幡宮

今海上村大字柴崎に在り、地方の名祀とす、松岸の西なり、近世社領二十石、神官泉飯岡氏

とね川のみなぎしくだしひくうなおみかけて君は行くかも、　千蔭

(崎柴)

舟夜夢歸　星巖

一笑村前三徑秋、分明兄勸弟相酬、遙聽夢々雨、人在東寧萬里舟、

船木鄉

和名抄、海上郡船木鄉、今船木村、椎柴村是なり、三宅鄉の西北に隣り、石井鄉の東とす。東鑑文治五年の條に「片岡次郎常春、依有奇謀之聞、被召放領所、下總國三崎庄舟木、横根、如元被返附」、續積從木、千葉支流系圖、木庄常胤、弟行幹、稱船木中務丞。地理志料云、千葉大系圖、海上行胤、居船木鄉、有社分限帳、海上郡小舟木東光寺、寺田十石、僧叶恵圓、創建本記、城内有船木氏墓碣、高田村宮内氏古文書、作御舟木、福村有船木宇

高田

今蘆崎、船木臺、岡野臺、中島、三門、正明寺等と相合せ、船木村と云ふ、房總軍記に高田合戰見ゆ。一書に、岡野臺を以て和名抄小野鄉に引きあてたれど、地形相稱はず。

正明寺

下總舊事考云、正明寺村の正西寺に、康曆二年閏三月の碑あり、此寺は海上家の菩提所にて、即此に居りしならん、押千葉平氏の盛なりしも、常重の時よりと見ゆ、其二弟常幹は匝瑳の郡司となり、常衡は海上の地頭となる、往古の郡司の故實などに據られしにや、此邊に三宅鄉ありて、萬葉集に檢稅使の、鹿島より三宅鄉に至れること見ゆれば、三宅鄉に官倉ありて、檢稅せられしならん、海上郡家も此邊とおぼし、常衡の海上郡司たること、系圖に明文なしと雖、其家號とせるにて推知すべし〇

中島

今船木村の大字とす、金堤羅臺を城跡とつたふ。〇按、中島城墟、土人說、海上筑後守持秀居此、千葉系圖、常兼第六子常衡、始據于此、稱海上氏、建久以後、東胤行弟胤方、承其後、相傳至天正末。〔地理志料〕

野尻

今小船木、高木、忍及び猿田を合せ椎柴村と改む、高田と相接し、利根川の岸邊に居り、銚子町(荒野)を去る二里餘。小舟木に東光寺あり、猿田に猿田權現祠あり、(此權現祠近世三十石の神封を有せり)野尻驛の西南一里、其野を猿田原といふ。

(猿田)

香取郡

香取郡

西は印旛郡、南は匝瑳、海上、及び武射(上總)に至り、東北の二面は利根川(此に下利根と云ふ)の大江を繞らしたり。江中の洲嶼、近世開拓に就く者、亦管内に在り、今面積三十六方里、人口十三万、六町三十五村、佐原に治む。

香取は和名抄、加止里と註し、六鄉に分つ。延喜式、下總國香取郡、爲神郡」と狀せ、元正紀「養老三年、下總國香取郡、少領已上、聽連任三等已上親」とあるを想ふに、上古齋主神を此地に祭り、其神封は數鄉里を管轄し、其宮司の家は、遂に吏務をも兼掌せるものとす。蓋元下海上國の域内なるが、何の世より香取の神封を建てられしや、詳ならず。鹿島の例を以て之を推すに、大化五年の事歟。地理志料云、凡鹿島之與香取、朝廷敬崇相若、故事例亦相類、是時割印播、海上二國造部内地、建香取郡、以爲神郡、可知矣。〇香取郡は後世、郡界移動、西界變遷の地は、埴生郡(今印旛郡へ入る)へ屬せしめ、南も海上郡の八鄉、匝瑳郡の九鄉を兼併しければ、最大郡と爲り、疆域は古に三倍す。近世檢地、實占圖、香取郡高十二萬七千石

香取浦

後世形狀、往古の江水渺々として、香取、鹿島の間に滿へし者も、頗變改し、河渠多く開きて田野と爲る。而も近世利根の大河を此間に奪注せしめしより、一條の天塹、水流頗る爲に埋はれるに似たり。されば今や、香取浦其名を亡にせりと雖、與田浦沼、横利根川等は、猶十六島の間に在りて、往昔の遺形を傳ふ。凡浪逆海、霞浦等に連なり、蘆葭の水、一望際なき者、即古の香取浦なりと知るべし。

香取浦とは香取郡の北澤を成せる流海にして、常陸風土記に「信太郡、南榎浦流海」「行方郡、東南井流海」とあるにあたり、對岸は信太(今稻敷郡)行方、鹿島の三郡に屬す。而も往時河流の之に奔歸せる者は、鬼怒川、衣川)を最大なりとし、利根は之に會湊せざりき。故に今の水量は、今代に比すれば却て狹小にして、今昔語に、衣河の河尻の湊を、騎渡往沁したりと傳ふるも、此間の形狀を徴するに足る。

大船の香取の海にいかりおろし、いかなる人か物おもはざらむ、(萬葉)〔近江國高島郡勝野の浦なるも、高島の香取の浦といへること、本書に見えたれば、香取の海といふも、高島の海にやあらん、此にはあらず〕

けふよりはぬさとりまつる舟人のかとりの沖に風むかふなり、(宗隆家集)夏衣香取の浦のうたたねに波のよなよな通ふ秋風、(拾千載)富集(冠辭考云、夏衣を香取に冠らするは、後世のものに見えたから、つづけたる様を思ふに、後の人の耳には苦じ、夏の衣の、片織もて織る故に、片織とつづけたる也)

利根川圖志云、香取浦、西は利根川に續き、東は銚子

の湊に至る十里餘、北は潮來に至りて一里餘、乾は霞浦につゞきて是れ亦十里餘、鹿島、息栖に至る凡三里、かゝる大江なるを以て、香取の浦ともよみ、浪逆き浦とす。

小右記云、治安三年六月二日、發遣鹿島香取使、九月六日、鹿島使經季來、叢鹿島香取宮司等申賞御幣、并長者筋馬文、鹿島常陸廿十斤、香取下總廿五斤、經季申云、路間無風雨之妨、卅日七月十七日、參香鹿島宮、奉御幣等、翌日渡海、參香取宮、同以奉幣、宮司等申云、神幣賽之嚴重、不似他所、又香取宮必四日不幸、渡海、就中風波不靜、可渡歟、然而以奉幣參入、海面忽平、似有神感、神人所申、又々無此、[illegible]常陸[illegible]云、長元四年、源頼信當國に下向し、平忠恒を征伐するとて、下總に赴かんとす、即鹿島郡の西、内海に臨み陣取りたる體、堂々として國人の目を驚かす、この内海は利根、鬼怒の兩河、及び所々の小川落合ふ所にて、鹿島、香取の相對へる所は、兩岸遙にして、大海の如し、忠常か舘は内海に臨て構とす、陸を廻て行んとすれば、七日の程あり、内海を渡らば一日にして至る可しとなり、且忠常もとより、有勢の者なり、人をして悉く舟船を收めて、官軍をして渡ることを得ざらしむ、時に眞髪高文と云者あり、進出て曰く、臣こゝを渡ること數回なり、卽馬前仕らんと云て、從者をして葦一束を持たしめ、馬追ひ出して内海を渡る、渡るに從て葦を立て標としければ、軍士之に從て渡るに、漸く處は二所に限れり、頼信相續て渡りければ、從兵悉く後に從ふ、數千の兵士の中にて、此瀬を知れるは三人に、過ぎずとなん、忠常も此體見て、大に周章、忽名簿を書して、怠狀を加ひ、家人して小舟に乘らしめ、之を頼信に致さしむ（降參、云々（今昔物語））

下總の士人、今傳へて、忠常の舘は名古屋村の助崎の故城なりと。○今按、平忠常の故城を助崎、又小南、或は大友と云ふも、今昔物語の文に據りて、地理を稽ふるに、助崎は乏も内海に臨まざれは、固より合はず、小南、大友より飯田（森山）の地、一帶の丘陵、額江上の形勢を占む、蓋此間にやあらん。又前に引ける新編常陸國誌に、利根鬼怒兩河とあれど、是は大失筆なり、原書、今昔物語には、

衣河の尻、やがて海の如し、鹿島、香取（カトリ）の前の渡の向顔見えぬ程なる、向るに彼の忠恒に構處は、内海に遙に入たる向なり、

と明記す。香取神宮應安七年文書に、「内海とあるも、此浦に外ならず。

（香取内海）

石田郷（イシダ）

和名抄、海上郡石田郷。○今香取郡へ入り、橋村、豐田村是なり。海上郡當に常の西北に降り、東方利根川（古の三宅渡の流江）に對すゝ橋村に大字石出存す、即石田の遺唱にして、中世には東氏の橋庄へ兼併せられ、石田の郷名廢し、或は東庄上代郷石田と云へり。

橋庄は東庄に同じ、東鑑「文治二年、下總國橋庄、二位大納言領」と載せ、千葉常胤の六子胤頼、其地頭たり、故に子孫東氏を稱し、當國の名家とす、又海上庄とも稱へしも之に同じ。和名抄、石田、小野、編玉、上代、輕部、船方等の諸郷を兼幷したる者ならん、一書、橋庄を和名抄橋川郷にあてたるは從ひ難し〇地理志料云、東鑑、文治二年條、下總國橋莊、二位大納言領、二位者四條隆房也、又永二年[illegible]文書、橋莊作料米百石、[illegible]子胤嗣、書之、橋莊一號東莊、千葉系圖、常胤第六子胤頼、號東六郎、因稱東氏、[illegible]日[illegible]田城、又稱橋城、[illegible]東胤頼所築、累世居此、天正十八年陷、田部有西雲寺、又呼橋寺、建長中[illegible]胤從[illegible]建、有[illegible]清水、謂之橋清、是皆橋名之遺也、

（橋）

今郡（イマゴホリ）

今橋村の大字とす。地理志料云、今有今郡村、隷香取郡、一郡有郡村二所、故冠今字以分之、是海上郡司所治、初稱郡郷、見王子社永祿三年祭事記。

羽計（ハバカリ）

今橋村の大字とす。○山田氏香取郡志云、東大神社、永祿二年古文書、郡郷石出方云々と載せ、天正十二年大般若經奥書、東庄郡之郷と載せ、天正十九年檢地帳、亦東之庄郡郷羽斗村と書し、同年水帳には香取郡東庄郷枝今郡村と書す、同村新宿區水帳、亦郡郷枝新宿村と書す、按するに羽斗、谷津、今郡、新宿、石出の數區、往時總て郡郷と稱せしものにして、羽計區を以て其本土と爲す、寶永元年建つるところ古塔石の刻銘、尚郡村と記せり。（鹿島當禰宜系圖、東伊豫入道の弟な波々賀利胤範といふ。

石出（イシデ）

今青馬（アヲマ）、今郡、羽計（ハバカリ）、宮本、今泉等と相合し、橋村と改む　野尻驛（海上郡）の西北二里、小見川村の東南二里半、東は江水を隔てゝ常陸鹿島郡若松新田に對す。利根川圖志云、石出は千葉の門葉、石出日向守胤朝より代々居住せし所なり、利根川へ張り出したる地にて、常陸原の砂山に對し、風景至りてよろし。○地理志料云、千葉大系圖、胤朝稱石出次郎、居東莊石出城、田出一鶯相道、江戸名所圖會曰、千葉常胤裔胤朝、居香取郡石出、日石出日向守、永和二年祝髪號完明、隱栖葛飾郡牛田村莊、其裔吉次稱帶刀、捨村莊爲寺、今西光寺是也、帶刀屬小田原、後仕江戸府、爲囚獄令　緣革獄制、晩致仕、號常卉、居牛田村、黑衣白衲、嘗有源氏物語竄原抄、百餘卷、東氏仕以文學鳴、常卉嘗有所自也。

（青馬）

東神社（トウ）

今橋村大字宮本に在りて、萬葉王子と云へり、即東莊の總社なり（東王子を一書に總社王子大明神と云ふ、されど下總舊事考には王子と明記す、（誤を免れず））○按、八尾山（宮本村）の玉子明神は、近年東大神社と改む、其縁起傳說等々あれど、皆淺人の附會にして、信な

取り寄し、其祭典は每二年に、櫻井の大河に神輿を渡御し、每二十年に、海上郡三前宿の外川浦に渡御すと。蓋中世の海上の東庄の鎭守然せしなり、東國五祭圖の古記にも、玉子大明神と見ゆ。

海上の神風通ふ八尾山なみ〳〵ならぬしるしなりけり、　野々口隆正

地理志料云、玉子社、在宮本村、衆山未詳、蓋祀香取御子神也、祠官日飯田氏、又有神宮寺、傳言舊祭田百六村、德川氏定爲十石、一古祠也。

〔櫻井〕

諸持(トロモチ)　今櫻井(サクラヰ)、宮原、富川等と相合せ、豐里(トヨサト)村と改む、石出の南にして、海上郡船木、椎柴の北なり。

常陸鹿島當禰宜系圖云、繁長當禰宜以後、下總國東庄飯田・谷・波々賀利、鹿度(ソト)、青馬、宮原、石出七ヶ村、屬當禰宜家、宮益囉讃之、元和四戊午年、相國秀忠公爲大坂出陣之御願、當社御造營有之、

小野(ヲノ)**郷**　和名抄、海上郡小野郷。○今香取郡へ入りしならんも、其遺名を傳へず。本書に編玉、小野、石田と次第するを見れば、蓋須賀山村にあたる、即石出と阿玉川の中間なり。舊說、或は之を香取村の小野に擬し、或は船木村の岡野臺、大野原に擬したるも、地理合はず。

須賀山(スカヤマ)　今鹿之戸(カノト)と相合し、笹川(ササカハ)村と改稱す、石出と小見川の間なる小驛市にして、利根の江岸に居り、笹川河岸と呼ぶ。北は常陸鹿島郡輕野村、日川驛に對す、

須賀山は東庄の域内とす、鹿之戸は一說、和名抄輕部郷(カルノトモとよみ)にあてらるる者なるが、其實か詳にせず。笹川驛は江上の高埠にして眺望廣し、又此江中に採りたる蜆は笹川蜆と云ひ、一名物とす。笹川の名は早く應永年中の香取文書に見ゆ。郡志云、須賀山東福寺仁安二年創、一僧都を以て開山とす、寺藏に天正六年戊寅十月、千葉邦胤(千葉介)海上山城守、原若狹守灌頂會の事を記せし文書あり。

〔鹿之戸〕〔笹川〕

下總舊事考云、下利根川、北岸自常陸賀村至茯原、南岸自下總阿玉川至須賀山、八村間、水流深處、俗號張網(ハリアミ)代、竹木叢立、僅放開通船一隻之路、淺處則植蒲葦、收漁利、上流緣河之田、爲之每歲漂沒稼穡、加之通船亦梗、文政十二年、佐原、大倉等村民、訴之幕府司計尹、曰、下利根川、諸水入海之咽喉也、一百年前、猶河流深濶、潮汐吞吐、不凋不滯、爲田疇之利、近年泥淤漸塞、中流生洲、地方人民、隨植蒲葦、於是水害始多矣、凡有網代麁朶卷(ソダマキ)漁具、礙行水、代請停網代麁朶卷、芟除岸洲蒲葦、司計推問、十三年有傳命、停網代麁朶卷、芟等漁具、但九十兩月間、自水面至水中、限五尺目網、漁則聽之。

菰敷原(コモシキ)　笹川村須賀山より鹿戸に亘れる一帶の砂場にして銚子街道之を貫き、一望漫々、絕えて青草を生ぜず、刀水碧を凝らして、白砂と相點映し、老松蟠屈して、處々に畫趣を添ふ、前岸は常陸の砂山に對す。

編玉(アタマ)**郷**　和名抄、海上郡編玉郷。○今香取郡に存し、森山村即是なり、小野郷の西にして、阿玉川の大字遺れり、阿玉郷の訛にあらずや。編字をアに假借するは、網子を阿古、網引を阿見岐(萬葉)と云ふ例に同じ。

阿玉川(アタマガハ)　今岡飯田、布野(フノ)、川頭(カハカシラ)、飯田等と相合せ、森山村と改む、小見川村の東に隣れり、阿玉臺は阿玉川の南一里半に在り。

舊事考云、珠貝、小見川、阿玉川地方、江中多產、近日漸有採蚌珠者、印播諸沼亦產珠貝、而人未知採之也。○地理志料云、千葉系圖、東胤行孫、胤景、稱阿玉上總中守、領同玉郷、仕將軍宗尊親王、胤景又見東鑑、建長四年、弘長三年條。

森山(モリヤマ)　今村名に立てたれど、もと飯田の城山の一名なり、此城は古戰錄、廢城考等に東城と云ひ、則東氏の居れる所とす、舊事考に橘城と云ふも同じ。蓋海上東庄の庄司の舊跡にして、橘庄といふも此に外ならず。東氏後二に分れ、一は美濃郡上郡に移り、一は本領を傳へて天正年中に至る。

飯田(イヒダ)**城址**　今森山村に屬す、東(トウ)城、又橘城ともいへり。香取郡志云、森山城は森山村岡飯田の仲(ナユロ)城及び三(ミジヤウ)城の三個城に分れ、地勢東西に縮亘し、長く岡巒をなし、頂上平坦、本郡城砦中の巨擘なり、大六天社あり、舊大手門の址なりと、東胤賴初めて之を築き、以て世々の居城となす。

〔東城址〕

鎌倉大草紙云、京公方の近臣、東下野守常緣といふ人あり、是は昔の千葉常胤の六男、東六郎大夫胤賴が嫡流なり、總州東の庄を知行しながら、代々在京して有けるが今度千葉の家兩流になりて、總州大に亂れければ、御教書を帶し、撿斷として下向し、康正元年より東の庄に住居し、所々の合戰に打勝ける所に、京都に大亂起り、常緣が美濃國郡上の城を、山名方より打入て、應仁二年九月六日に攻落され、齋藤持是院法印妙椿と云人、悉押領しける、常緣關東にて是を聞、其折しも亡父式部入道素明が爲めに、追善の法事を營み思ひつゞけゝる、

あるがうちにかゝる世をしも見たりけん人のむかしの猶も戀しき、

濱式部少輔春利(原注、總州とけ、とう金先祖)此歌を聞て哀にたへず思ひければ、京都へ便ありける時、兄の濱豐後守康隆が許へ書送りける、妙椿此事を傳聞て、常緣はもとより和歌の友人なり、かくてあるべきに非ずとて、所領元の如くに返しける。○地理志料云、按東鑑、東胤賴少在京師、與[illegible]寺信覺善、共[illegible]源賴朝擧兵、及據于千葉、乃說父常胤應之、賴朝深德之、待遇最優、

了重胤、其子胤行、皆善國雅、爲官到所親昵、實治中、賴嗣特命胤行、掌問狀教書、常緣子孫世以武顯、惟胤行兼曉吏事、因有此命、千葉氏兩文職、蓋是爲始、子孫世修其業、多在京都、至常緣、遂爲近古歌學冠、所謂古今集傳授者、蓋自常緣矣、東氏、承久以後、采知于[…]郡上邑、自是分爲二家、一居于此、天正中壞滅、一在鹿島爲祠官、常緣裔居美濃、至常慶與子、[…]、因稱遠藤氏、世爲近江三上城主、歷代仍自東氏、班華族

建保六年十一月、東平太重胤者、[…]在也、其男胤行、父相並、以夜在將軍御側、去此下向下總國海上庄、久不歸參之間、將軍家被遣御書、是早可令歸參上之由也、以此歌給御詠、（東鑑）

戀しとも思はていはゞ久堅の天照神も空にしるらん。

美濃東氏と下總東氏の系圖を比照するに、胤行の長子泰行の後を下總東氏とし、四子行氏の後を美濃東氏と爲す、鹿島當禰宜系圖に據れば、泰行八世孫を胤實（左馬助仕興入道宥群）其子胤義（原左馬助法名桂戈持世三十七年）其子胤久（小次郎法名宥秀）其子胤重（六郎在世七年）とありて、胤重の箇に、

ながく出城、以来十四年は名代斷絶し、家風寺島等留れり、其間兩年國分知行、

と云ひ、胤重の時東氏退轉し、其子常繁は鹿島當禰宜の家を嗣ぐ。常總軍記に、東六郎鎮胤と云ふは、胤重の事ならん、天正中の人なり。

常陸國鹿島當禰宜系圖云、千葉東右衛門尉、胤繁、飯田常城之後、常通石出村、客居六左衞門尉館百餘日、當禰宜清長者姉婿也、清長悲其流浪、因禁招於宮中神野、寄居清長宅、此時行年二十五歲也、清長[…]落合、與爲養子、故不得止而應顧命、補職纔三年、

細云、永正十三丙子年、九月七日入賓、年數二十五、小見川緣者、此度同心其の衆、實積寺、成住寺、宗心房、未来七代出所、櫻井家風、大義行、多田主殿助繁長、世田一郎五郎繁量、宮内孫三郎繁元大夫、木内新四郎繁利、櫻井二郎右衛門繁則、高橋太郎右衛門繁久、又三郎繁平、左近四郎、七代名字仁、其外牢人、コガの住人中山、房州の住カスヤ、地衆同心之方、櫻井右京、寺島チャきこと、寺島道心の外、思阿上て告げ來る、大義いとこまゝ賀村殿、多田兵部、右衛門方兒弟、右出右右衛門、カ[…]左衛門太郎、右出大炊助、彼等に付て當方退散、此度ほどな〻□なしきぶん、翌年丁丑二月十七夜、寺島[…]内なはくし、[…]心、鹿島引立、當方上中下衆同心、額賀山に坐せむる、同日に遂本意、十六日に大和いやしきせめをとし、寺島入道、[…]四郎打死、十代、清水、諸徳寺の物斷[…]人うつ、ゝえろ、同日に飯田かう[…]、木内のめん[…]堂、當代未聞、[…]の實[…]、

翌年戊寅十月、[…]、翌年大亂、[…]、イシケ辻毀退、二月十日より三月十六日[…]、寒々軍然に十六日夜、人數六十人許にて、[…]河島の地を[…]取、[…]と、八幡ちうに其[…]、翌年に七代、諸德寺、[…]、鹿島[…]、其[…]亂、[…]出城、當地[…]同心に[…]、同年、[…]、鹿島宮中、[…]の地、[…]に退散、[…]に[…]つめられ、同日[…]玉ふ、相はたらかれ、ヒライにおいて一戰、よしもと打死、[…]百餘人、三庄の衆百[…]人打死、[…]にて翌年に[…]息[…]引立、當方に五年、[…]、部に[…]、[…]代、[…]、世上[…]にして、甲乙戊其[…]、

天文元年辰六月十六日、當地[…]始り、同十八日帶中、安倍イサヤ、清明卅六代の博士、[…]なし、[…]、[…]百日[…]る、[…]と申なさける事、廿六日より入足初る、八月十三日終、三庄を始、[…]ウテウ、相澤、ヒタチハワツよりしも、年々うち集り、百万人にも過べきてまと申ならはしそろ、地し鋪月六日寛之內、七年六月十九日落法畢、爲此行末菩請不可有際限、後人のために、往事を書加へ畢

此細注の文は、字句不明の處あれど、錄して參考に供す。

五郷内

今阿玉、久保、和泉、貝塚等と相合せ、其支村いくお、飯田の南なる山野を占む。

（青林樹）

利根川圖志云、五郷内村樹林寺はもと青林寺と書しにや、常總軍記に「此所は千葉の軍大將、東六郎鎮胤が領地なり、六郎幼少の時、青林寺にて手習學文もならひ、師弟の好みあるけるよ、地頭なり、菩提寺なり」云々、樹林寺の庭中に四季の櫻あり。香取郡志云、自華山樹林寺、傳に曰ふ、[…]年六月、千葉常重夢想を受け、堂宇を建て、[…]觀世音を本尊とす、或は曰く、像は須國中に得るところ、因て夕顔觀世音と稱す、（一）に[…]、建保六年、東胤頼之を改造し、[…]孫、中興開山となり、此時[…]宗を改めて[…]宗と爲す

大永六年丙戌、七月朔日、樹林寺三十三神の繪書始、貴[…]繁榮の始、甚深貴特の事あり、御堂造立の[…]、享德四年辛卯十月七日、大堂事始、天文二年癸巳二月六日柱立、同廿七日棟上、翌年甲午霜月廿六日入佛、天文六年丁酉御堂殿、[…]十八日事始め、天文七年六月十八日になる、妙見堂、[…]明神、貝塚衆[…]、東[…]相達、御[…]進多し、何も大日[…]と云うし、努々疎かに不存候、鹿島當禰宜文書

輕部鄕

和名抄、海上郡輕部鄕、（今香取郡内なるべきも、其地詳ならず。輕部とは古姓にして和泉國[…]あり、カルベもしくはカルとよむべし。本書、[…]方、輕部、神代と交易するを見れば、今の阿玉臺、五

郷内の地なるを疑はれ、又神代の東なる小南、粟野の邊の古郷名を失はず、蓋考ふべし、補宮氏は[illegible]をカルノトモともよみ、或は戸を具て其轉訛に出づと論せり。然、從ひ難し。

小南（コミナミ）（[illegible]）　今粟野、夏目、小庄等と相合し、東城村（トウジヤウ）と改む、石出の南にして、椿海舊田の東岸にあたり、其地神代村と相接すれば、古の神代の郷内にあたらん。小南城は[illegible]の舊[illegible]にて、[illegible]遺誌の[illegible]あり

[illegible]、邑牛頭、之椿邑[illegible]、[illegible]在昔自[illegible]、打[illegible]、馬[illegible]今其之何處、[illegible]中、[illegible]、[illegible]志、[illegible]

（沼圖）

[illegible]入南[illegible]北[illegible]、

沼闕[illegible]址は、[illegible]所在の地にして、二ノ丸、三ノ丸等の字を存す、或は曰く[illegible]椿湖を済て之か討ずと記すものは、椿湖を越えて、本城に迫りしものなりと、今海上郡高田村宮内氏[illegible]小南[illegible]一[illegible]、[illegible]香取[illegible]地理[illegible]、小南[illegible]、有城[illegible]、[illegible]東氏[illegible]天正十八年、[illegible]、小南、[illegible]、[illegible]東其[illegible]

粟野（アハノ）　今東城村の大字とす、[illegible]、正[illegible]二年文書に粟野郷と見え、東禪社の永祿三年社記に、東庄小南郷粟野郷、並に粟野と稱せらる、又千葉系圖、海上高胤の弟[illegible]部助秀胤は、粟野郷を領知す。（續類從本系圖に本庄[illegible]胤―秀胤と載す）

夏目（ナツメ）　今東城村の大字にて、干潟に[illegible]、[illegible]、香取郡夏日村附近にて、俗に鬼石と稱するは、第三紀に屬する花崗岩、或は片麻岩の碎片より成れる砂岩にして、[illegible]は田畝の中より出て、其の形状の[illegible]なるを以て、殊に此の名あり、[illegible]此に鬼石といふは、方[illegible]千葉石、また鏑木石といふと同じかるべし。那波活所の遺稿中に詩あり、

千葉石、在下[illegible]、[illegible]、[illegible]、石上[illegible]、千年相[illegible]、石[illegible]、

種々の話説ありしか想ふに足らん。

神代郷（カミシロ）（上代）　和名抄、海上郡神代郷、今神代村是なり、香取郡内に存し、[illegible]、小野の南にして、布[illegible]の[illegible]す、

神代は中世上代に作り、[illegible]、東莊上代郷といへり。近世は莊郷名廢したりと雖、大久保、[illegible]、[illegible]田、方[illegible]の[illegible]、上代[illegible]、今村名に[illegible]、又[illegible]日記に[illegible]、上[illegible]にて[illegible]、[illegible]八百石、合五千石[illegible]と[illegible]せ、又

五月、上代[illegible]坊[illegible]下へ[illegible]、[illegible]にて[illegible]、神[illegible]田[illegible]つけ[illegible]、「[illegible]かうゑし清く涼き[illegible]の松」、など見えたり。○稱名寺文書に、中務入道理一入道女子、[illegible]、[illegible]、[illegible]と混せられて、稱名寺[illegible]見ゆ、東氏系圖に、[illegible]一は[illegible]中[illegible]行[illegible]なりとす

東重胤―義行―盛義
[illegible]方　行[illegible]　〔續類從本千葉支流系圖〕

大久保（オホクボ）　今舟戸、[illegible]田、[illegible]野谷、小貝野、高部、平山、大友など、相合し、神代村と改稱す、須賀山、飯田の南にして、椿海舊田に[illegible]す。○今按、神代とは神田の[illegible]なり[illegible]、[illegible]田の[illegible]にあらざるべし。

大友（オホトモ）（平山）　今神代村の大字にして、小南の北、青馬（橋村）の西とす。平山（ヒラヤマ）は更に大友の北にて、[illegible]山（飯田）の南なり。

近[illegible]世に[illegible]する千葉[illegible]一本に「[illegible]、下[illegible]、[illegible]、[illegible]上[illegible]之[illegible]、[illegible]下[illegible]、[illegible]友[illegible]」「常[illegible]、下[illegible]大友[illegible]、平山[illegible]」常[illegible]大友[illegible]城一常[illegible]上[illegible]大[illegible]城一など見ゆれど、[illegible]も古書とは信ぜられず。[illegible]羽本系圖には「[illegible]、千葉小太郎、[illegible]千葉[illegible]、[illegible]氏之、[illegible]建平山寺」とありて、大友とはなし。されど平山は大友の近地なり、又千葉君島系圖の[illegible]見[illegible]にも、[illegible]見を海上郡に築れる由を載す、多少の依據あるが如し。小南の沼闕築にも、[illegible]の[illegible]址を[illegible]ありて、[illegible]上[illegible]にて[illegible]の宅址をつたへたり。

[illegible]、[illegible]、[illegible]上[illegible]、[illegible]、後に[illegible]、[illegible]上郡東大友に住[illegible]、大[illegible]に、[illegible]より[illegible]代[illegible]まで、大友に[illegible]、[illegible]の[illegible]に[illegible]と云ふ、大友は千[illegible]の東十五里に在り、其地[illegible]に近きこと十八[illegible]、[illegible]田開[illegible]、大[illegible]は大友[illegible]に在り、[illegible]に[illegible]、南に[illegible]址を[illegible]し、[illegible]、十八日[illegible]、平[illegible]に[illegible]くと、[illegible]には古[illegible]あり、石[illegible]、[illegible]骨、刀劍[illegible]、石[illegible]は千葉石に[illegible]、千[illegible]十人[illegible]の[illegible]と云で、[illegible]、[illegible]の[illegible]に[illegible]あり、[illegible]、[illegible]石[illegible]、[illegible]白色なるが多かれど、青色も黑色もあり。○郡志云、大友[illegible]に長く、[illegible]高き[illegible]、今[illegible]となり、千潟の東[illegible]に[illegible]む、[illegible]ならず、[illegible]、[illegible]、千[illegible]四世此に居り、千忠[illegible]の[illegible]此に於てす、〔[illegible]圖[illegible]〕[illegible]は當時の[illegible]にして、其子常將亦此に[illegible]り

しと、[illegible]場中に三四の丘塚を存す、往時塚邊を堀り、石槨を得たりしことあり、[illegible]史地理雜誌云、上[illegible]、千葉小高氏妙見[illegible]に、相州鎌倉郡、村岡五郎良文、其父より御神体傳奉し、當所に安置し奉る、かくて忠頼の嫡子忠常に及びて、鎌倉より上野郷へ居城を移さるゝ時、仁見の郷に[illegible]有て、上野郷に暫く安置しけれども、是も神體不可然とて、海上の郡大友と云所へ遷し奉り、[illegible]の大友の妙見と申す是なり、是よりして忠常、常將、常長、常兼、常重、數代を經て、海上に鎭坐有ける、常胤、常重父子亦居城を上總國大椎へ移されけり、　云々。

平忠常の征討にあたり、長元四年、甲斐守源頼信が、常陸國鹿島より内海を渡りたる由は、今昔物語に載せて、世にあまねく[illegible]はるる話説なれど、小右記、日本紀略、左經記等に合はず。而も史料としての價値を對比すれば、後者を[illegible]しと[illegible]せず、今昔物語は[illegible]せらるべき道理なり、此に本につき、[illegible]、[illegible]地理雜誌に於て[illegible]あり、

日本紀略、長元元年六月、[illegible]、[illegible]、下。總國任人[illegible]、[illegible]、少志中原成道等[illegible]討之、給官符[illegible]八月發向上總國、隨兵二百餘人、追討前上總介平忠常、云々。○小右記、長元四年七月、頼信朝臣[illegible]申云、[illegible]奉宣旨、追討忠常、[illegible]之間、不[illegible]、[illegible]依朝威之所致、非頼信之功、云云。左經記、四年[illegible]、甲斐守頼信、[illegible]、[illegible]隨身子二人[illegible]人、[illegible]、[illegible]上云云。石清水八幡宮頼信告文、近年[illegible]、上總國平忠常[illegible]之心、違朝廷之[illegible]、[illegible]掠調庸、忽謀官[illegible]、[illegible]之日、公家[illegible]、[illegible]追討、國衆等[illegible]之時、[illegible]、任身征東(長元二年、任甲斐)不煩士民、不費府[illegible]、不彈黄、不[illegible]、不[illegible]、不[illegible]攻、[illegible]賊、[illegible]

萬歳(マンザイ)

今万歳村と云ふ、大久保の南にして、[illegible]田の中に屬し小南の西一里、旭町(成田)の北二里、小見川驛の南三里。

万歳は干潟中の大邑にして、その地名干潟開墾の當時、上代郷の地名に倣ひて、つけしものなりと、戸數大約三百戸、[illegible]門と稱する地、最も人家稠密なり。

布万郷(フマ)

和名抄、海上郡布方郷。○本書、布方は布万の誤にして、今香取郡に入り、府馬村存す、[illegible]とす。[illegible]の南に隣り、古の[illegible]界にあたる[illegible]、[illegible]、下野芳賀郡、方字芳字、皆讀爲波、美濃有不破郡蓋同語、[illegible]

府馬(フマ)

今[illegible]、[illegible]、[illegible]と云ふ、小見川驛の南二里、鏑木村の東北一里半、驛市を小保内といふ

[illegible]

田部(タベ)

今小見、米之井などと[illegible]、八ツ[illegible]と云ふ、[illegible]

米之井(コメノイ)

今八都村の大字とす。○鹿島治亂記、異本云、鹿島[illegible]、[illegible]

[illegible]野井合戰討死、[illegible]人打死也

川上(カハカミ)

今八都村の大字にて、小見川の南一里、(地誌云、木内氏宅址は、今川上[illegible]の地なり、東西三十八間、南北五十間、[illegible]を以てす、北部[illegible]の地に開拓して田圃と爲す、元亨中、木内胤光(大和守)[illegible]より移り住すと、胤光は木内胤朝六世の孫なり。

里見代々記云、明應二年、下總國木内判官[illegible]が城を攻とて、義實は社家公と示合[illegible]ある、三千餘騎にて城を圍み、[illegible]と[illegible]上けり、木内は上杉憲實が[illegible]りとて、[illegible]の城を[illegible]してより以來、下總國司となりし[illegible]、[illegible]香取に[illegible]田家が[illegible]りたれ共、一先歸陣。

麻績郷(ヲミ)

和名抄、海上郡麻績郷(○今香取郡へ入り、小見川町、八都村の地、蓋是なり、布方郷の北、[illegible]の西とす。

[illegible]に中世以後小見と[illegible]る、[illegible]に小見氏見ゆ、今小見[illegible]大字は八都村に存す、小見川町の南一里、地理志料云、按、[illegible]用、麻續部所居、因名、千葉系圖、東[illegible]子[illegible]、[illegible]小見、[illegible]、小見即麻績也、東[illegible]元四年[illegible]、小見[illegible]、是木内[illegible]子、[illegible]光之後、香取宮文永二年文書「不開殿一字、作料米百七十石、小見[illegible]」[illegible]子也。

(小見)

小見川(ヲミガハ)

今小見川町、人口六千、隣接の小川、羽根川、[illegible]、[illegible]市場、[illegible]等を合せたり、[illegible]八丁面に[illegible]、[illegible]、其[illegible]、[illegible]町許。

小見川は[illegible]三[illegible]、[illegible]に[illegible]にして、[illegible]あり、一萬石[illegible]、是は享保九年よりの事とす、(内田氏の[illegible]、[illegible]公に仕へ、寬永十六年、下總國小見川、下野國[illegible]、[illegible]に置く、子孫享保中に至り[illegible]、小見川一萬石を安堵す)[illegible]、[illegible]小見川城と云ふは

(八[illegible])

[illegible]の[illegible]字里を[illegible]て、今[illegible]大字[illegible]と[illegible]
小見川の[illegible]黒（クロ）部川と云ふ、[illegible]の末に
して、長三里。

（黒部川）

小見川城址（ヲミカハ）

小見川町と豐里村分郷（ワカレガウ）の間に跨る丘山なり、溝渠の形尚存するものあり、粟山城に相處ひ、要害を以て稱せらる、粟飯原氏[illegible]此に居り、子孫相承して、天正十八年に至る、内田氏陣屋址は、舊の内と稱す、天文年中、里見氏の將、正木時忠、小見川城を略するの時、此に築きて之を稱南城と稱す、元禄元年、内田正榮采邑を此に設け、以て營となし、廢藩に至れり。「香取郡誌」

富田（トミタ）

今増田、分郷等と相合せ豐浦村と改む、治承五年香取文書に富田郷といへり、「香取郡誌」小見川と大倉の間にして、江灣を北東に帶ぶ。

分郷（ワカレガウ）

今富田、増田、三之分目、一之分目などと相合せ、豐浦村と改む。小見川町と大倉村の間なれど、地形を推すに大倉郷の分域に似たり、されど小見川城址あり[illegible]
利根川圖志云、分郷村粟飯原氏城址は、今城山といひ、土手堀の跡、又大なる石礎あり、常總軍記に「小見川城には粟飯原[illegible]門、小見川[illegible]守[illegible]云々、[illegible]軍記、藤澤合戰に「小田天庵の旗下なる小見河越前守輝賢を、[illegible]一事を載せ、當時小見河も、小田氏治の旗下なりと云へり。

大倉郷（オホクラ）

和名抄、[illegible]上郡大倉郷[illegible]今香取郡へ入り、大倉村、豐浦村即是なり、[illegible]郷の西北に當り、香取郡香取郷と接壤す、香取神宮を去る一里、其代する所の丘陵は大約標高四十米突。

側高神社（ソバタカ）

利根川圖志云、側高明神は大倉村に在り、古來[illegible]、香取第一の攝社なる故、[illegible]神は[illegible]云はず、[illegible]祭と云ふことあり、[illegible]を設け、[illegible]かはし、もし門のあたりの[illegible]を撫づる者あれば、強て三[illegible]一云々、[illegible]香取志云、側高明神、[illegible]社の[illegible]香は[illegible]東西數里の間、[illegible]て、其中に小洲の許有るも、其、昔の様に似ず。

[illegible]常陸國志云、側高の社地、大江に臨み、[illegible]す、以てソバタカと稱せるなり。○地理志料云、大倉[illegible]香取第一攝社、又[illegible]古之[illegible]也、諸宮氏曰、[illegible]抄云、[illegible]下[illegible]、故[illegible]側高神、[illegible]
側高祠の東北に望見せらるる[illegible]は、[illegible]島、行方南部の間なる浪逆海に連なる。是れ往昔は渺々たる流江にして、香取海、[illegible]につづきたるならん、近世[illegible]て田土と爲す。

（[illegible]神社）

城上郷（キノヘ）

和名抄、海上郡城上郷。○今香取郡へ入り、[illegible]村にあたることし、大字木内ありて、中世木内庄の名あり[illegible]即是なり、大倉郷の南、[illegible]の西とす。

城上は後世木内（キノウチ）の名あるに據り、城内の[illegible]とも[illegible]、されど、城上、城内は其語意相通し、キノヘ即キノウチと爲すも妨なし。今小見川町の大字木内も、もと木内の屬地にて、城上の本郷は彼所かとも云ふ説あり。木内明神は小見川町の西一里、木内氏の城址は八都（ヤツ）村川上に在す、[illegible]位[illegible]二[illegible]也、[illegible]「[illegible]、[illegible]下[illegible]木内[illegible]、[illegible]小[illegible]公[illegible]」[illegible]分[illegible]、木内[illegible]、木内[illegible]、大字[illegible]

（木内）

清里（キヨサト）

今木内、[illegible]と改む、大字[illegible]
小見川の西にして、香取村に接比す。
往時油田、[illegible]、織幡（オリハタ）に作る、[illegible]あり、香取宮[illegible]文書、[illegible]を織幡に作る、[illegible]に作る、[illegible]と改稱す

（[illegible]）

油田（アブラタ）

今[illegible]と改む、江戸幕府の牧場を置ける地なり、○香取[illegible]元[illegible]年[illegible]、香取[illegible]ゆ、[illegible]牧は[illegible]の油田牧なり、油田牧は牧司を置き、牧畜を監せしめ、[illegible]月の間に、日を卜し牧畜を調習し、後又[illegible]二村に屬し、享保十六年、[illegible]を[illegible]野付九村の[illegible]と稱したり、[illegible]し、[illegible]に着手せり、木内胤[illegible]は油田氏と稱す、「千葉[illegible]」油田と云ふ中古香取[illegible]たり[illegible]、「香取郡誌」近世の油田牧は香西村へも涉る。

虫幡（ムシハタ）

今[illegible]の大字とす、[illegible]は虫[illegible]、[illegible]の宅址を今[illegible]と呼び、[illegible]、其に[illegible]たり。「[illegible]」

栗山川（クリヤマ）

今香取郡南方の野水、合湊して栗山川の一溪と爲り南下す。其[illegible]一方里、千田庄、北條庄の汎名ありて、古の匝瑳郡の地とす。栗山川の一源は山倉[illegible]山の邊に發し西流、岩部へ[illegible]）より出づる者と相會し、[illegible]、牛尾（シノオ）[illegible]下總匝瑳郡と、上總武射郡の堺線を成す。

日部郷（タベ）

和名抄、匝瑳郡日部郷（今[illegible]）[illegible]香取郡へ入り、山倉村などにあたる歟、いまだ其徴を得ず。

日部は古姓にて、和泉日部郷の例に因りて、クサカべと訓むべし、一說、寄馬村の南志高の邊（古の海上郡布萬郷）に草□の地名ありと云ふ、此に日部郷に擬したる山倉村は、寄馬の西に隣る、猶考ふべし。

山倉（ヤマクラ）（山鳩）

今鳩山、新里、小川、桐谷、大角（オホトガリ）等をも容れて山倉村と云ふ、昔□の南□里。鳩山（ハトヤマ）は寄馬村の西に近く、栗山川の一支流に發す、此より南部平年尾まで、六勝の長さ凡六里、山倉に大六天堂あり、地方の一名祠にて、近年參賽の盛なる、成田不動尊、柴山觀音に亞ぐと云ふ、山倉の北、高萬、吉生に至るまで、一面の曠野にして、方一里餘にわたる、スクモ塚野と呼び、北は油田牧につらなれり。

株浦郷（カブラ）

和名抄、匝瑳郡珠浦郷。○今香取郡へ入りしならん、其珠浦と云ふは所見なし、村岡氏考索して株浦の誤と爲し、鏑木に擬定せらる、今之に從ふ。

地理志料云、景行紀載、日本武尊將□□□、□□□引珠浦郷得之、不允、[illegible]東濱、[illegible]九十七里得者、其木郷不相涉矣、[illegible]、株浦即□□□□、舊里村其地也、[illegible]、□□北□□地、□行之、故今皆之、[illegible]野、上古椿木蕃殖自生、根遂成海、故號曰椿海也」、寛文中疏之開田、世稱千潟八萬石、株浦之名蓋起于此、今之鏑木村實其遺名、千葉系圖云「常胤[illegible]、號鳴矢木九郎、居鏑木郷、子孫繁衍、[illegible]、香取老尼[illegible]、有鏑木山光明寺、[illegible]、見寺社分限帳、傳言文永中[illegible]創之、以記主[illegible]爲開山。

鏑木（カブラキ）（鳴矢木）

今萬力、秋田等を容れて古城村と改む、山倉の南にして、椿海に臨みたり、萬力、秋田は今くその新田中に屬す、佐原の南□里、高岡の東北二里、鏑木、府馬の間は林叢頗廣し）

鏑木又は鳴矢木（カブラギ）に作り、千葉一門の家名にもあり、其古城址存す、中世の匝瑳北條に屬せば、此一宗、大寺、飯高の邊を指せり。（地理志料云、[illegible]、當讀云加夫良、印旛郡鳴矢郷[illegible]、草木□、引□宮切韻云「株木木也、和名久比世、南方草木狀、[illegible]加夫一、加夫之言頭也、草木[illegible]、太、又加夫知、即株立之義、[illegible]、云□下□有大滿、

松澤（マツサハ）（□徳□）

今長部、堀内等と相合せ中和村と改む、鏑木の東にして、千潟の北岸に居り、□□、□代に接す（郡志云、松澤□、香取神宮□元年文書に之を載す、即今の中和村[illegible]松澤村の地なり、今松澤[illegible]の地を[illegible]山と稱せり、又[illegible]寺といふ地區もあり）

地理志料云、寺社分限帳、□□神社、在松澤村、祭田五石、鈴木宇右二氏、[illegible]、千葉系□、[illegible]松澤館、子孫世□。

大寺（オホデラ）（北條）

今米倉、飯塚、内山等と相合せ豐和村と改む、鏑木の西にして、匝瑳郡□□村に接す。

下總國北條庄大寺郷内、[illegible]寺、[illegible]、別當[illegible]事、任[illegible]、[illegible]、可[illegible]之狀、如件、[illegible]廿八年六月廿九日、民部[illegible]、（花押）

地理志料云、飯塚[illegible]、内山郷[illegible]、大寺[illegible]香取文書、大寺[illegible]、[illegible]、其[illegible]二十九年文書、作北條庄大寺郷、[illegible]六年[illegible]、[illegible]可□。○郡志云、香取神宮[illegible]元年癸□文書に[illegible]北條郷[illegible]見え、[illegible]永廿五年文書に[illegible]北條[illegible]大寺郷内、[illegible]一圓、[illegible]、[illegible]の[illegible]と稱せり。

玉作郷（タマツクリ）

和名抄、匝瑳郡玉作郷。○今香取郡へ入り、[illegible]村にあたる、大字玉造存す、即[illegible]郷の西なり。

玉造は古姓氏にて、玉作部と云ひ、郷里名に轉ぜるもの、諸國其例多し。（東鑑、文治二年の條「下總國玉造庄、[illegible]」とあるは此地にて、後は千田庄へ□合せられしにや、近世の俗、千田庄玉造村など云へり、進華寺と稱する古刹あり。

松崎（マツサキ）

今玉造、方田（ハヤダ）、坂村、川島などゝ相合せ常磐村と改む、鏑木の西一里半、山倉の南なり、曠野あり、六萬部原といふ。

寺社分限帳、□荷神社、在松崎村、祭田三十石、祠官曰松崎氏、[illegible]未詳、[illegible]九年神領目錄。（地理志料）

金原郷（カナハラ）

和名抄、匝瑳郡原郷。○本書珠浦（株浦）と栗原の間に原郷を載す、原とあるは文字の誤脫せり、今飯高村に金原あり、

地理志料云、中山寺元德三年文書千田庄金原郷、延文六年文書、金原郷國久山堂、千葉系圖、常胤孫常[illegible]金原庄司、蓋居此、

されは金原の□とあるべきを、金字おちたるにや、村岡氏は揖原の本文を脫して、「□云」とありける原の遺れるなりとも云はれ、千田庄には中世にあたり原氏てふ豪族もあり、猶考ふべし。

飯高（イヒダカ）（法□寺）

今飯高村と云ひ、金原、片子、安久山（アクヤマ）、小高、大堀なども併す。大寺の西、玉造の南にして、匝瑳郡□□村（□浦）の北に接す、八日市場（福岡）の北二里、法輪寺あり、日蓮宗の名藍とす、當寺舊三十石、又妙見祠あり、俗に總州六妙見の一と謂く

千葉大系圖、匝瑳常胤子政胤、邑于下總飯高郷、子孫稱飯高氏、文永二年香取遷宮用途記「匝瑳北條、地頭飯高五郎胤□一乃貞胤子也、有法輪寺、舊日檀林、世稱飯高檀林、今僧常不下千人、祠有[illegible]、[illegible]子此、

中村郷（ナカムラ）

和名抄、匝瑳郡中村郷。○今香取郡へ入り、中村存す、飯高の西、多古の東とす。

中山寺元德三年、及應永二十七年文書、千田庄中村郷三谷堂、其[illegible]妙寺[illegible]中[illegible]〔地理志料〕[illegible]、中山寺の文書に「中村郷三谷堂」、田地[illegible]在[illegible]」と[illegible]、[illegible]」とある[illegible]如何、[illegible]書に、三谷堂とは今の[illegible]寺なる[illegible]、[illegible]中村郷三谷村内田畠坊田[illegible]内と見ゆ、三谷は一村名なりしを知る、恐らくは淨妙寺こそ、此三谷堂、もしくは辻堂の遺跡ならん[illegible]、三谷堂は[illegible]坊、辻堂は淨樂坊なりと[illegible]、[illegible]中村の內に其故址を遺す〕

六所神社　今中村に在り。○地理志料云、今六所神社、在[illegible]十三[illegible]、[illegible]、淨妙寺[illegible]、在[illegible]田十二石、見寺社分限帳、[illegible]、在景[illegible]、今[illegible]、皆有[illegible]、[illegible]也、[illegible]、[illegible]有吉[illegible]二、日[illegible]、[illegible]之[illegible]、[illegible]石[illegible]、昔[illegible]部小事大[illegible]、[illegible]、[illegible]、其[illegible]居此、[illegible]、[illegible]、[illegible]、祀之者耶。

淨妙寺　[illegible]、日本寺と與に中村に在り、[illegible]氏地理志料云、淨[illegible]、[illegible]、[illegible]中[illegible]、[illegible]田寺日蓮、[illegible]、[illegible]、[illegible]、中山寺[illegible]元年[illegible]、[illegible]、[illegible]、自上[illegible]、[illegible]、多古[illegible]在焉、日本寺、稱[illegible]村[illegible]、天正中、北條氏政所建、俳偶[illegible]四來、與飯高檀林杭衡、其北中村、即[illegible]也。

日本寺　下總舊事考云、日本寺、在中村、天正中北條氏政創建、[illegible]也、屯[illegible]中、[illegible]、後[illegible]、日[illegible]、日[illegible]、[illegible]、[illegible]、今[illegible][illegible]也、[illegible]、[illegible]、[illegible]也、

[illegible]六月[illegible]七日、[illegible]、有[illegible]、凡自五十人至[illegible]百人云、關山衆徒凡一千名、留[illegible]凡二百[illegible]人、其教[illegible]化、每年二八月[illegible]代住持、寺領十八石

吉田　今山崎、八[illegible]、神[illegible]吉田村と云ふ。中村の南に接す、中村郷の[illegible]なりしならん、吉田の[illegible]の事は、匝瑳郡岩室郷を參考すべし。

篠本　今新井、二又、寶米、市之原等と相合し日吉村と改む、吉田の南西にして、上總武射郡に接比し、匝瑳郡小川台に近し。古の岩室郷內の地歟、栗山川の淺谷に臨む。

茨城郷　和名抄、匝瑳郡茨城郷。今香取郡へ入り、東條村、多古村にあたる、中村郷の[illegible]にして、上總武射郡加茂郷、押[illegible]と相接壤せり　中世には千田庄大原郷と云ふ、大原はオホハラと唱へ、[illegible]の轉訛とす、今多古村の中に大原の小字のこるとぞ。

（大原）地理志料云、今香取郡有大原村、東[illegible]武射郡小原子村相[illegible]、[illegible]小原子即茨城、大原即大茨城之轉、稻千田[illegible]大原郷、按、大原地方、[illegible]、色[illegible]、七人[illegible]代[illegible]、[illegible]、[illegible]有[illegible]、高[illegible]、南[illegible]所隆名上總、北[illegible]所隆名下總、[illegible]、[illegible]云。

牛尾　今[illegible]と[illegible]東條村と云ふ、[illegible]の[illegible]、多古の南とす。千田氏の一族に牛尾氏あり、之に因る者とぞ。
[illegible]、[illegible]、千[illegible]、[illegible]、[illegible]多[illegible]、[illegible]、[illegible]牛尾氏[illegible]、天正[illegible]後、保科、土井二氏[illegible]、[illegible]代之、其[illegible]、正安中[illegible][illegible]、[illegible]十[illegible]年牛尾[illegible]所[illegible]〔地理志料〕

千田　今牛尾の北、多古村の大字に遺る、中世には庄名に呼び、匝瑳[illegible]北方の[illegible]たり、或は千田[illegible]といへるも之に起る。

ゆつりわたす所りやうの事
右ひせんの國小城郡、下總國千田、八幡[illegible]のそうりやう[illegible]、[illegible]に[illegible]、[illegible]、代[illegible]也、[illegible]に[illegible]、[illegible]、いらんあるべからず、仍讓狀如件、
建武元年十二月[illegible]日　胤貞（花押）

地理志料云、[illegible]、拾芥抄、有下總國千田郡、蓋私稱也、[illegible]、治承四年條「[illegible]千田[illegible]判官代[illegible]、[illegible]之、[illegible]下總守[illegible]邑、[illegible]其目代也、文治二年條「下總國千田庄[illegible]」、[illegible]年[illegible]、[illegible]田[illegible]、其他皆作千田莊、千葉系圖、宗胤子胤貞、[illegible]田[illegible]、[illegible]氏、其[illegible]、[illegible]日、胤貞[illegible]、[illegible]、[illegible]千[illegible]、[illegible]、常[illegible]の弟、[illegible]房は[illegible]千田と號す、其子に原四郎常[illegible]、[illegible]、[illegible]原[illegible]、[illegible]、[illegible]八郎胤[illegible]れど、一本には此人々を常房の諸弟とせり。

志摩　今多古町の大字島是なり。[illegible]大草[illegible]千葉[illegible]、[illegible]四年、[illegible]、[illegible]に背き上杉氏に黨す、支族原胤房怒て援を成氏に乞ひ、三月來[illegible]に急に[illegible]、[illegible]子[illegible]、[illegible]の[illegible]に據り、以て上杉氏の[illegible]、[illegible]入道常[illegible]、[illegible]氏に[illegible]、[illegible]、胤房に[illegible]、自ら[illegible]を攻め、常[illegible]子[illegible]を圍ましむ、常輝[illegible]道を斷ち、一面を空くして、圍み攻むること[illegible]なり、[illegible]、[illegible]に[illegible]、胤[illegible]、八月に[illegible]、終に城を遁れて土橋如來堂に徙り、別當東覺院に潜匿す、胤房代て城に入り、十[illegible]に[illegible]、胤[illegible]、[illegible]了心と[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]す、云々。

多古

今多古町と云ひ、飯篠、間倉、染井、大原、千田等を合す、橋本の西三里、佐原の南五里、栗山川の西邊の臺地に倚る。近世、寛文中より此に松平(久松)氏一萬二千石の陣屋あり、(久松源三郎康俊の四世孫、大藏少輔勝以、正徳年中よりの事歟)明治に至る。

按、享徳四年、千葉胤宣父胤直と共に、古河公方足利成氏に叛きて、上杉氏に屬す、原胤房兵を率て急に來りて其の居城千葉を攻む、胤宣出てゝ多胡城に據る、馬加康胤來り攻圍す、麾下多く逃走し、胤宣土橋阿彌陀堂に徙りて自殺すと、阿彌陀院は即東漸寺なり

大草紙云、大將千葉胤宣は若年にて、纔に十三歳ばかりに成、終に多古の城攻おとされ、城外のおそといふ所に、阿彌陀堂の有けるへ出、佛前にむかひ、享徳四年八月十二日、十五歳にて切腹す

妙光寺

多古に在り、日蓮宗、中山末、土橋東漸寺日[illegible]の開基とつたひ、初めは東境の西法華にありしも、寺中に天正五年の金口、及び明應四年の古碑あり、今日の寺[illegible]、奉寄進、小原多古、妙印山妙光寺、大檀那牛尾右近丈夫胤仲敬白、天正丁丑歳、卯月六日、當寺五代日賢、沙門法賢院日親。

飯篠

今多古村の管内とす、多古の北西一里、久松松平氏六千石の陣屋ありし地なり、或は飯篠に作る

新編常陸國志云、下總の人飯篠長威、長享二年卒す、其の人嘗、香取神宮に祈り、託宣を蒙て槍刀の精妙を悟り、長道具に達したり、新當流傳授の書に、天眞正、飯篠長威、塚原土佐守、同新左衛門、同卜傳と有り、北條早雲記に、長威を刀法中古の開山と稱し、武藝小傳にも中興刀槍の始祖とす、又諸國一羽、塚原卜傳も長威より刀槍を傳へしと記す、關東古戰錄に、飯篠山城守家直入道長意、初め鹿伏兎刑部少輔より劍擊の法を傳授す、鹿伏兎が先師は天眞正とて、海中に住める河童と云ふ獸なり、而も其實を顯さず、香取明神の應身より傳ふと稱す、云々。

千城小傳云、飯篠家直、稱山城守、號長威齋、下總飯篠邑人、常詣香取神、劍技大進、因以天眞正傳神道、名其技、仕足利義政、亡何辭退、後世稱擊劍流派者、皆源于此、

高津原

今當之末、寺作、大門、出沼、次浦、御所臺、矢作牧(十餘三)等と相合せ、久賀村と改む、多古の北なり、

地理志料云、兵部省式、下總國高津馬牧、高津原村當是、徳川氏亦置牝於此、稱矢作牧、蓋沿古制也、次浦又有穴居阯、與吉田寶相伯仲、明治二十九年、邑人墾辟孤塚、得句玉管玉數百顆

御所臺

今久賀村の大字に屬れり、○地理志料云、有御所臺城、按落[illegible]川[illegible]、文明二年、足利成氏寓千葉氏、八年遷古河、蓋寓於此、有日向所、可以徴、今按、成氏の千葉氏に倚れるは文明三年の事とす、滯寓一歳許、其寓地を此に擬するも確據なし、

寺作

今久賀村の大字に屬れり、○地理志料云、中山寺元徳三年文書、千田庄原郷阿彌陀堂「、日蓮上人[illegible]、大草紙、千葉胤直自殺於土橋阿彌陀堂、日蓮注[illegible]、園大藏經於土橋東漸寺、今寺作村有東漸寺、實土橋[illegible]阿彌陀院、有胤直父子、及諸臣寺作住僧、從死者七人之[illegible]、

讓與　下總國千田庄原郷、同阿彌陀堂職、田地壹段、在家壹宇、同庄中村郷三谷堂職、田地貳町五段、在家壹宇、同郷辻堂職、田地五段、在家壹宇、同庄金原郷、田地五段、在家壹宇、同庄[illegible]寺宅島田村内、又三郎名半段、在家壹宇、同源太野村内田五段、在家壹宇、同庄戸村田地五段、在家壹宇、同吉平呂村以下、所々散田、

同國八幡庄谷中郷、秋山村内、田地貳町、在家壹宇、肥前國小城郡光勝寺職、同妙見座主職、同乙大名等、坪附、別紙在之、

本妙寺職、所々注文、別紙在之等事、

右所々田畠等者、胤貞相傳私領也、然彼所々堂職等、於寄中山堂免、師匠大輔阿闍梨日祐仁、永代令讓處實也、天長地久、御祈禱於、能々可被懸御心、代々、殊者胤貞後生菩提於、可有御訪者也、若子々孫々中、致違亂煩望、退轉法花經信心、違背中山者、爲不孝仁、胤貞跡於壹分、不可知行、仍爲後日、讓狀如件、

元徳三年九月四日　平胤貞（判）

矢作野

今久賀村の西にして、其一分は割きて村内に入りたれど、大部分は猶牧場にして、印旛郡遠山村の管内に屬し、三里塚御料地に充められる。舊は矢作牧と稱し、明治の初に十余三村の名を命せられしことあり、荒野廣く上總[illegible]に引續に及ぶ、

[illegible]地志云、下總臺野に廣く發育する第四期古層は、[illegible]層[illegible]砂利を夾雜せる[illegible]質砂粘土、及び厚薄不定の泥鐵鑛、若くは砂層より成り、石質概ね軟弱にして、[illegible]と稱すべき程のものなく、謂はゆる「石無しの國」の特相を成さしむ、是れ其の[illegible]を生すべき堅硬なる岩石の、其地の附近に存在せざるが故なり、之れに反して、下野那須野の如き、[illegible]層の厚さ四丈、或は五丈に達するに拘はらず、上部壚坶層の厚さは、薄き所は壹尺に過ぎず、那須野ヶ原の荒蕪不毛は、全く此の壚坶層の薄きと、砂礫層の甚厚ければなり。

栗原郷

和名抄、匝瑳郡栗原郷。○今香取郡へ入り、久賀村にあたる歟、即多古（茨城郷）の北にして、栗山川の西邊の原野とす、後世原郷と云ふに同じ。千葉の一族は原氏あり、此に起り、戰國時代には生實城に移居せり、

(原)

地理志料云、吉田村古寶所出瓶子、識「天平勝寶六年、九月十四日、下總國栗原郷」千葉系圖、有栗原禪師觀秀、

當上總常秀弟、又按、萬葉集十四「青柳の波里路河門に」鹿持氏曰、波里原也、路音濟、如讀者、伊香保呂之呂、和名抄有下總匝瑳郡、即原呂同也、豈言今栗山川乎、千葉大系圖、常兼弟常益、居原郷、稱原四郎、子孫世守生實城、

田部郷

和名抄、匝瑳郡田部郷、○今香取郡栗源村是なり、大字田部存す、栗山、玉作の北にして香取郡大槻郷の南なり、されば此は海上郡布高郷に在ると爲すべきか。

地理志料云、千葉系圖、東胤朝子胤俊、建長中食邑田部、子孫因稱田部氏、即居于此。

岩部

今田部、助澤、苗七、高萩、荒北等と相合し、栗源村と改稱す、栗山川の水源にあたればなるべし、多古の北二里半、佐原の南二里半。

千葉系圖、常兼弟常吉、稱岩部五郎、其裔爲栗飯原氏、中山寺千葉元年文書「千田庄岩部郷、法華道場」寺社分限帳、岩部安興寺、寺田十一石、千葉胤貞所建、其子孫隱居、曾日充、下總岩部人、平姓宮氏、其居於安興寺、號者成市、性[illegible]名利、[illegible]晚居[illegible]里、天文十[illegible]、坊則自牆之、每講收費、宗于法華、其乾收之、蓋岩部人也。

大槻郷

和名抄、香取郡大槻郷。○今香取、佐原の南方の村部にして、香取村、高田、小野、油田、并びに香西村の本矢作、大根、與倉等の地なるべし。東大寺文書、奴婢籍帳に「下總國香取郡神戸、大槻郷、戸主中臣部[illegible]數之婢」云々と記せ、本來神封の屬邑とす

地理志料云、香取舊錄二年文書「大槻郷小野、織幡、綱原」、應安七年文書「大槻郷、十二村」、揖揖幡、小野、葛原、津宮、吉原等目、又有作大川郷者、相馬氏胤分限帳、百石大槻太右衛門

小野

又下小野と云ふ、香取神宮の南一里餘、近世其西南に油田牧あり、近年九美上村とも云ひしが、今皆香取村の管内とす、中古の萬原牧とぞ。

油田野

東は油田、西は福田に至る。〔地理志料云、返田或作覺田、有返田社（香取文書、康永四年、返田豐王子）祀桐過突智神、爲香取攝社、是經津主神系所原、故祀之、油田即香取燈油料田也、千葉系圖、木内胤朝子胤盛、稱油田七郎、子孫傳領、總戶即葛原也、葛古訓都奈嗣、香取保元元年長者宣「葛原牧內、織幡、少野兩村」〕江戶府置油田牧、豐衛古陸乎

（返田）（葛原）

大崎

今香西村と改む、佐原の南一里、油田原の北隣に居る。足利系圖に、家氏の長子義利は鷲澤氏を號し、其子家宗は奧州斯波部と、下總大崎庄を領し、大崎氏とも云へりとあり、大崎とは即此に非ずや。

大崎城址

香西村に在り、今耕圃及び同様と爲り、木命寺壤に亘る、濠塹の形を存し、又屋敷址の如きものあり。

千葉氏の族、國分胤通初め矢作城を築き、近傍の地を領し、爾孫泰胤に至り、大崎に移りしも、舊名に因り呼ぶに矢作城を以てし、矢作の舊墟を本矢作と稱す、天正中、里見氏の將正木大膳の陷るところとなり、城遂に廢す。

香取郡志云、國分彥八郎奈胤は矢作大崎城に居る、其子孫六郎胤氏、後剃髮して遠江入道見道と曰ひ、足利尊氏に屬す、其子三河守胤詮、貞治中、本宗千葉滿胤の幼弱なるを以て之を補佐す、黑川春村曰く、與倉村大禪寺文書に、國分三河入道蓮徽とあるは此人ならむ、應安中の文書六通皆同じ、また大禪宗學和尚語錄に「下總州大崎草、矢作城居住、大功德、平氏朝臣胤憲公、永祿五年[illegible]月、代値先考江岩[illegible]公十三回忌之辰」云云、天正三年乙亥夏之孟、亞戰居於矢作城、南窩居」の文あり、是れ正木氏を指きし[illegible]ならむ

本矢作

今大崎、福田、與倉等と相合せ相根村と改む、佐原町の南にして、其郊野油田、矢作（久賀社）の二牧に連なれり。相根とは香取神宮嘉元二年與奪狀に見えたれば、此邊の舊號なり。（相根は近年更に香西と改む）

（相根）

千葉大系圖、國分胤通居香取郡矢作城、其子常通[illegible]作城主、曾孫泰胤稱矢作氏、承在大崎村、天正中陷、亦撰郡司故實也、其族有村田、大戶、大戶川、松澤諸氏

福田

〔地理志料〕下總舊事考云、油田牧、續橋一里許、北岸見一百貫其捕駒之地、則在福田、〔舊印以牛角爲記〕〔地理志料云、治承五年、源賴朝以下福田郷、寄香取宮、與實宮、見其文書、是牛郡又有福田村、故冒下字別之〕

香取郷

和名抄、香取郡香取郷〔今香取町〕神地及び丁子、多田、〔香市場等〕津宮村、佐原町にあたる、即大槻郷の北にして、其東は大倉郷〔和名抄海上郡〕西は小川郷に至り、北方の湖沼は古の香取海なり。或は楫取〔日本紀〕鹿島〔宮聚符宣抄〕梶取〔正嘉三年國分寺[illegible]品記〕等に作る

（機取）

續千載集、[illegible]衣香取の浦、[illegible]有品[illegible]、引禪名云「綿音須、其絲闕賣、數品於浦也、和名加止利」蓋其織之急時、山綿細絲、其數多則所織絹必堅固也、旁近有鹿島、織幡諸村、此地出絹、故以是衣冠之、一説、神代紀作[illegible]取、天孫本紀、有楫取國刀連祖天隆良、香取文書有[illegible]夫注文、記[illegible]沿岸諸村、皆註之數、香取鹿島二祠隔江相對、古昔是海夫即海軍兵丁之遺、人倫部、引古今云、[illegible]抄、和名加知度利、楫統紀、楫抄謂加伊止利、楫冊子云加吉良利、香取文書、或作神鳥部〔地理志料〕○香取考云、總常兩國の內海の津々浦々に、海夫と云ものありて、香取神宮に統屬せり、その古文書、貞治、應安の比まで數通存すれど、誰も何のわけなることを知るものなし、予意を以て推考するに、上古三韓は清門の鎮鑰に備へられたりと見えて、汝に沿の兩岸に其祀乾蹤と嚴存し、海夫と云ふも其海軍兵丁などの名殘り、又

母師等の子孫にて、大將軍たる木宮に統屬したる歟、今も浦々の村名に、蝸子など云もあり、其事迹推すべし。

多田（タダ） 今香取村の大字にて、神宮の東南半里、丁子と相隣る、神宮嘉元二年與奪狀に香取社領葛原牧、小野、織幡、加符、二股、大島、布瀬、津宮、返田、丁子、小見、吉内、福田、大戸、神崎、村田、櫛田等見ゆ、又高房村ありて、加符村と共に今多田へ合す、二股は丁子へ合す〇郡志云、多田區字堀内の妙見社、貞和四年二月廿二日の棟札に「奉勸請妙見宮、武運長久之處、多田六右衛門尉平朝臣胤時、彦太郎胤廣、平二郎胤隆」とあり

（丁子）

新部（ニッペ） 今新市場、釜塚、吉原等と共に香取村の管内とす、多田の西にて、神宮の南方なり　吉原は香取應永六年大禰宜家神田檢注取帳、及び文安文書之を載す　新部は香取應永文書、新邊（ニッペ）、又は新部の字を作用す　新市場、古へ大畠と稱す、神宮應永、文安文書等、並に之を載す。釜塚（カマツカ）は側高神の釜を埋めし地と傳ひ、丘墳あり。釜塚は新部に在り、水田に沿ひ、方十三四間の冢丘を為す、傳へ曰ふ、側高神の釜を掛けたるの處なり、故に今に至て自狀祭に、釜を此塚に掛くるは、其例に因るなりと云（香取志）此近傍より十三塚に至るの間、累々として古冢を見るべし。

（釜塚）

香取（カトリ）神宮

今香取町に在り、官幣大社に列せらる、東國の名祀なり　古より鹿島神と相竝びて稱へられ、其地は江湖を隔てて、東北鹿島に對向し、相去る三里と云ふ。本祠は佐原驛の東一里、津宮驛の南半里、青山東西南の三面を圍み、之を龜甲山と呼び、其中央龜甲の丘に、即神宮の地なり　濶山に松柏繁茂し、北の一方は開きて、津宮の河岸に至り、直に川面に臨めり。

林氏神社考云、書代卷、高皇產靈尊、更會諸神、選當遣於葦原中國者、僉曰磐裂根裂神之子、磐筒男、磐筒女、所生之子、經津主神、是佳將也、乃從之、又曰、天神遣經津主神、武甕槌神、使平定葦原中國、時齋主神、號齋之大人、此神今在東國檝取之地也、神書抄、齋主、祭神之主、經津神之異稱也、檝取、地名、在下總國、一作香取、今爲郡名、故曰伊主齋香取同神、是春日第二神殿也、天書曰、〔釋紀所引〕經津主神者、天之武神也、其先出自伊弉諾尊、[illegible]、血成赤石、天下陰陽、[illegible]建天道、化爲三百六十五度七百八十二磐石、是謂星度之精也、〔神代卷云、劍刃垂血、是爲天安河邊所在、五百箇磐石也、即此經津主神之祖矣〕次化爲神、號曰磐裂、是謂歲星之精、日根裂、是謂熒惑之精、其子磐筒男、是謂太白之精、磐筒女、是謂辰星之精、生經津主、是謂[illegible]星之精。　按、香取神の上古鎮坐の事、其由緣分明ならず、而も是神はもと常陸鹿島神と同功の廟なるのみならず、其地亦相近く、江を挾みて相向へれば、其間に大由緣ある歟、後藤原氏の勃興にあたり、香取、鹿島の二神を擁戴し、遂に大和の春日に移祭して、自家の宗廟と爲したるは、人事方面より考究すべき要點にして、中古以後〔寧樂平安時代〕の藤氏は、皆に此神威に藉る所多かりし也、氏族不比等が支配を貝て身を起し、而も子孫の盛衰、無双を致したるは、一に東國の二軍神を擁戴したるの故に因ると云ふも、不可なきに似たり。此間の事、別に史家の論斷を要す

香取神宮[illegible]に、[illegible]、香取神宮、[illegible]天[illegible]とあるは、[illegible]なるべければ採り難し。本社大宮司武名長保二年舊記に「神殿九間四面、[illegible]六尺、[illegible]、[illegible]三間、自餘内陣、千木陽位也、勝男木九本、拜殿、神殿共北波多[illegible]、自[illegible]代[illegible]、文武[illegible]、[illegible]下佐見、[illegible]」とあるも、後人の說、固より典據とするに足らず[illegible]長注進狀には、[illegible]天平十八年、戊寅歲、始造宮柱」ともありて、いづれも定かに聞こえず。又本社明神は、もと一座なるを、何の世より大和春日の四社の神と同じく、四所明神と爲せり。是れ明神を藤原氏にて擁戴ありし故に出でし者なるが、新抄格勅符に「延暦二十年官符、應割神封物、充春日祭料事、謂[illegible]百端、下總國香取神封三百端、常陸國鹿島神封三百端、庸布三百端、商布六百端、鹿六百斤、紙六百張、香取神封、右割充如前、仍須每年納送祭所云々」とあれば當時已に春日社の附庸たりし情勢ありしを知見すべし。〇[illegible]志云、此神を齋主神と申すは、天降りし中國を平定給ふ首途に諸神を祀り、即其大功を成終へ給ひしに因て、齋主命と稱へ奉りしなるべし、其は神武天皇の賊を伐給ふ時、其將帥なる道臣命を齋主として、[illegible]神を祭らしめ給ひしは、即此故事の古例に准りしものならんとおもはるればなり。〇下總舊事考云、鹽原抄に「本朝將帥之任、起於神代也、其初天照大神、遣經津主神、健雷神、令平諸不順者」といはれ、香取、鹿島は上古の鎮守府にて、大江を挾みて、兩岸に置かれ、東國を押さへられしなり、大宮司家[illegible]永三年文書には「當社大明神者、日本開闢[illegible]、異國征伐軍神也」と載せ、肥前古風土記にも、來目王子新羅征伐の時、經津主神を祭られし由、早く見えたり、想ひ合すべし。

香取志云、近年[illegible]、古事記に香取神宮の見えたまはざるを以て、強に武甕槌（タケミカヅチ）神の別名とするは最も妄なり、然れども此說出でしより、惑ふ者多し、又續日本紀「寶龜八年七月、内大臣從二位藤原良繼病、叙其氏神鹿島社正三位、香取神正四位上」とあり、是は春日の社の事なるべし、古事記等に、鹿島香取の神位として記へるは最も考へざる誤なり、（香取神宮と鹿島とを、藤原氏の氏神と云へる事は、神宮の古文書にも見えたり）然る

是神位當らざるも、[illegible]の指終に實、守、又續日本後紀に承和三年五月、奉授下總國香取郡從三位伊波比主命正二位、常陸國鹿島郡從二位勲一等建御賀豆智命正二位、[illegible]以内階皆三位勲一等天兒屋命正三位、從四位下比賣神正四位上、同六年十月、奉授下總國香取郡正二位伊波比主命、常陸國鹿島郡正二位勲一等建御賀豆智命並從一位、[illegible]山城國[illegible]天兒屋命に、從四位上比賣神正四位下、是も共に春日の社の神階なるべし、然らずんば何ぞ四神を并せ云ふべき由もなく、又且比賣神なるは何の神とか爲し、何の社の神とかせん、又嘉祥三年九月、向春日大神社鏡命云、建御賀豆智命、伊波比主命、二柱の大神なれば、正一位に、天兒屋命をば從一位に、比賣神をば正四位上に、上坐せる」と三代實錄に見ゆるにあらずや、さて上古は當部を神部と稱して、一郡の百姓を神税神役と分ちて、本宮の用に當てられしこと、延喜式に見ゆ、後世守護地頭の出來しより、此事漸く廢れたりと雖、治承四年、源頼朝は、下[illegible]田郷、富田郷、觀應三年、足利將軍は、其領邑を寄せらる、其に寄附狀今猶有り、[illegible]元三年大禰宜實綱其寄狀に、下總國香取社領邑原牧、小野、織幡、加符、相根、二俣、大畠、佐原、津宮、吉田、丁子、小見、木内、福田、大戸、寺崎、日田、瀧田以下、神祭物等之事」と見え、又古常陸國行方郡にも神領ありしこと、宮司家の古文書に見え、尚早く行部男高村等は、香取神宮を祭りしこと、常陸風土記に出づ、又應安七年六月の下文に、常陸、下總兩國、内海は悉く香取に進退せしこと、同年十二月の官符に、[illegible]國鳥役居と掌る言見ゆ、而も亦世間の亂に乘じ、職の爲めに掠められし地も多かり、代々に增減消長ありて一定ならず、而して豐臣秀吉公の時に、當部の中に、十八村を領せり、其後天正十八年、[illegible]に、香取郡十二ヶ村、大戸村六ヶ村と有る是也、同十九年、東照神君

治月ありて、千石の地を寄せられたり、其後も常に供敬あり、元祿十三年改立營作あり、○地理志料云、神名式、香取神宮、[illegible]、[illegible]主神、[illegible]、[illegible]、[illegible]七十戸、延曆十年改定、壹宮、天智中、自從三位累進正一位、元慶中、勅以本國神封、充造營營繕舍費、凡遣宮、以中臣氏充使爲例、延喜制、列名神大社、預四度官幣、奉神郡如舊、每歲二月、遣官致祭、其幣物內藏寮供之、後稱本州一宮、初藤原氏以本社及鹿島神、號爲氏神、若其宗女立爲皇后、及有新任大臣者、每必遣使奉神封、或服玩、其寵皇后産皇子、亦必虔禱、前後奉封者數十所、皆在本州、而神領事務、亦爲藤原氏長者所處分、及鎌倉府時、地頭等或橫奪田宅、掠留租稅、迄寬元以後、神領不過十餘村云

香取神宮古文書は、神庫に藏するものと、社家に傳ふるものと、合はせて千四百五十餘通あり、最古のものは嘉元元年大禰宜眞衡、惡王子御社神田寄附狀とす、次は康治元年中臣助重を社司職と爲すし、攝政家政所下文なり。

宮中（ミヤノウチ）　即香取神宮、及び其門前を指したる名にして、舊神林四至の内とす、祠官及び庶民の家の之に着くは、舊近古以來の事にして、今は香取町と云ふへ呼ばれ[illegible]、今の香取市坊は、溝く古い神宮神林域内なり、建永二年閏四月大宮司家政所下文に、[illegible]四面八町内、大竹切取な停止するの文あり、[illegible]以降、神領荒廢の神宮等、地方豪族等の爲めに押領を侵掠せられ、避けて神林内に移住するものあり、遂に一の村落を爲せしもの如し、天正十九年檢地、千石の高に結び、神宮領香取郷と稱す、俗には宮中と呼唱せり。

[illegible]

祭祀年凡九十餘度、其內正月元日（元三神事）三月上巳午日（御幸神事）四月五日（田植神事）八月上午日（宮賣神事）自十月廿九日至十一月晦日（一日ノ饗御事、謂之五箇大祭事、元三、相撲、十月廿八日）大饗、謂之三祭、當三分祠官、八十餘員、輪番直之、別歲有年神事圖、永正十三年奥書「千手永德年中、偏此神事、仕退轉者也、[illegible]十一年祭事草案「香取大神宮、每年三月初午、御幸[illegible]、異國征伐御發向之古儀也」云々

佐倉風土記に「本鄉風俗、正月吉日、南北之民、大會張飲、謂之見舍、蓋奉射之遺意也、四月仲下旬、闔里家々、縛芻作人馬、皆持木兵、置于杆間、三兩日而罷諸野外、兒童鼓譟送之曰、鹿島香取皆參、但其授神兵之意也」と射は歩射を正とす、騎射の對名也、此他古記に種々の事を載し[illegible]といへり

香取神宮の[illegible]は、[illegible]見香取神宮、舍人六人裝束者、各國司有領、皆有鉄矢、約其當由、舍人六人料、色、袴、汗衫、白袴、[illegible]、八八料、冠袍、直衣、帯裳、細帯[illegible]」とあれば、上古には盛大なる遊びなりしを祭れるを知る。

續後紀、承和三年、下總國香取神禰宜、常陸國鹿島禰宜、[illegible]代相[illegible]、同令把笏、許之、謂延喜式、香取神宮司、常陸國鹿島神宮司、並從八位、官以封戸物充之、大寶式、香取社、物忌二人、宮司、禰宜、祝、各一人」など見え、

此家は香取連と云ひ、聖武神龜元年紀に「香取連五百島、獻私穀於陸奧鎭所」とあるもそれなるべし。○村岡氏云、社司香取連、以神胤、世世相承、神龜中、五百島者、嗣絶、養大中臣清麿、爲嗣、子孫世襲、官司、傳至今

攝政家政所下　下總國在廳官人、并香取社司等、
　可弘進任事、補以中臣助重、爲社司職事、
右件助重、爲實高氏人、補當社司之由、所言上也、弘濟殊滿之儀、可以助重爲社司職之状、仰旨件、在廳官、神官等承知、不可違失、故下、
　康治元年十一月八日（連署名、香取文書）

大政官符、下總國司、
　正六位上中臣朝臣助重、
右省七月廿八日、補任正取宮司畢、國宜承知之事、已上依例令執行、符到奉行、　久安元年八月七日

香取志云、大宮司は、貞治五年、神主實綱に長者宣を下し給ふ、其文に「香取社神主職事、無殊罪科者、更不可有改動之儀、致社家興行之沙汰可、彼令神事者、長者宣如此、悉之以状」是より永任の職と成れり、毎年三月、罰幣使參向なき時は、此家勤め代を勤むる例也（□□□云、大宮司大中臣氏、式所衆宮司是也、當時限六年□替、或京官、或士官、隨時補任、未常爲定職也、觀應中太政官符「秀應寄狀得、當社神主職者、大門神主等以來、秀應數代相傳之職、次所下文分明也、是秀應所自言、未必信從、業經官定職乍未久矣、大禰宜大中臣氏、式所衆禰宜是也、世職相傳、見建久寄進下文、大禰宜以下、執奉祭祀、又任因奉、係・係家○」郡志云、大宮司家は有大臣大中臣清麿の孫清麿を始祖とす、後に香取中臣氏此地に居住し、數世相承け、神孫香取氏と、皆相許び、互に相倚頼して、兩流恰も一家の如くなり來たる、大禰宜家は經津主命の子、天苗加命の裔、香取連秩童を以て祖とし、嫡流相承け、神宮内院の事を掌る、寛喜元年關白家政所下文に「當社大禰宜職者、自元秩雄之時、至于實隆世、九代、致無異論、所補來也」云云、近世大宮司家は祿百五十九石餘、大禰宜家は百十四石を分配せり、宮之介、權禰宜、物申祝、國行事、大祝、副祝（以上六家を六官と云ふ）權檢校、權之介、行事、禰宜代、司代、田所家、案主、高倉目代、正檢非違使、權檢非違使、分飯司（以上十家を奉行と云ふ、大小祭祀の事務を分擔す）大神主、四郎神主、大長手等（八家を内院神主と云ひ、内院供饌等の事を分任す）押領使、六郎祝、酒司、修理檢校、□之長、□□、大細工、土器判官、秀屋長、神子、別當等の廿七人を道上神官と云ひ、外陣一切の祭式を奉す、角案主、雅子判官、田令判官等の六人を膳部所と云ひ、神饌調進の事に預る、兵衛大夫以下七人、一切の神樂を奏す、物忌、八乙女、及び命婦八人、神夫十人、惣て八十六人。

神宮寺址

香取奉仕の寺院、近世は三所あり、一は神宮寺別當と稱し宮中に在り、二は社僧と稱し惣持院（眞言宗）追野に在り、三は新寺と云ひ新寺に在り。神宮寺今廢す、舊寺領二十石、寛文に屬したり。追野は應永中の舊簡に見え、此惣持院は愛染明王を本尊とす、開創不詳、□中八年、□□賀中興すと。新福寺は安永中、□□□の中興する所、初め建仁三年、大禰宜眞平の本願にて、木内の上小堀に置きしとぞ。

建永二年關白家政所下文云、當社大神宮寺、傳聖寶酉修理料田等事、右同神宮寺者始之始、被安置神宮寺之後、所被寄置修正傳聖燈油修理料田等也、云々。（郡志云、金剛寶寺と通じ、神宮寺と稱す、即神宮の鳥居前にして、今□社及び□□地たり、舊本尊は本堂、との十一面觀世音、並に十六善神等を安置す）三重塔（藥師如來を安置す）庫裏、山門（共に元祿中德川幕府の造進なり）

（追野）

等あり、神領除當の外に、朱印地二十石を有せしが、明治元年、神佛分離の令により之を破却す、惣立傳へざるも、□中野實中に、□□鹿島に神宮等を建つ、「般若三代格」本寺も蓋其時の創建なりしならむ、寺に大坂七般若經、至德四年の古寫等ありしが、今皆之を失ふ、經堂址は神宮正殿の後に在りしが、今亡ふ、又不斷所と稱せる僧坊もあり（宮中の西南）しが皆亡ふ。根本寺址は宇新道山に在り、今耕園たり、安永中破壞し、舊記の徴すべきなし、鹿島神宮、亦根本寺あり、寺記に、創建後七百年を經て、延文二年勅宣により、元僧得藏住持たりと云云と。

津宮

今津宮村と云ひ、佐原の東一里、利根川の岸に在り、古來香取宮の濱處にして、又水路往來の埠頭なるを以て、小廛市を成し、津宮河岸と唱ふ。河中に大鳥居あり、之を神門と爲す。

寛政六年、香取日記云、香取郡五峰の山といひて、松いと茂くて、つゞらなりなる坂を上り下りて、香取の御社にいたる、いと神さびたる宮居のさま也、津の宮の岸より、船にて常陸なる鹿島が崎へ渡りて、津上かたへ行かんと思へど、風荒くて渡さんことかたしと、舟人いふ、射國、雄風酒さかなもて來て、その岸の小家にいこひて別をしむ時に、雄風、

　とね河のきしのふち浪立かへりくる日をとはゞ別れかねつも。

香取志云、護男祠、忍男祠は神宮を去る十六町計、津宮村に在り、此上、六月名越の夏祭には、庭中に今年生の竹を柱とし、蓮を葺て屋根を葺き宮を造り、種々物を備へ、又濱の蓄を作り備へて祭る、是を青屋祭と云ふ、又十一月七日の夜祭祀あり、里人白狀祭と云ふ、此白狀祭と云へる由は、側高の神、陸奥國より北牡二千疋の馬を捉來し由を、白狀に載す、其詞に「馬渡を引渡し、岩崎

引居、因て兼起、食野の牧に引居、隱井に隱置」云々、
古老傳に、昔於香宮、倶高の神なして、奥州より馬を將來らしめ給へるに、彼國の神等之を惜み、奪返さむとて追ひ來る、倶高の神手珠を出して潮を干さしめ、下總國に到る、(今此所を馬渡と云ふ)彼國の神渡むとする時、潮水(シホミツ)を出せば、潮俄に満來て、渡る事を得ず、(今此處を玉落しといふ)所て又川を渡て、岩崎てふ所に到り、(今此所を潮といふ)夫より香取の境に到り、牧野の牧に引居ゑ、隱井に隱し置て、復命申さしめ給ふ、云々、忍男嗣一名東の宮、倶男嗣一名西の宮といへり」の神宮文書、寛元以下、建武、貞和當のものに多く津宮の名を見るべし、又俗瀲手守の宮と呼ぶことあり。

享保十三年鹿島道記云、潮來のむかひにあたりて、香取明神、入海をへだてゝ神々しく、ものげりあひたる木の間より、玉垣はの見え侍る、いとたふとく、なかまれさせ給ふ、大海よりうちいる潮と水との、みなとなれば、浪たかく船ちづかならず、されども所のものども、引船多く出して、綱つけて先だち引く。

佐原(サハラ)

今佐原町と云ふ、篠原を合す、人口一万一千、鐵道成田より達す十七哩。利根の大江は市街の北方を流れ、一瀆(小野川)南より來り、街中を貫きて江に入る、即下利根航舟輻輳する所にして、銚子、關宿の間に於て、富庶の大邑と爲す。(銚子へ十里、木下へ十二里)

賀發佐原、二子載酒到舟、　南　郭
期日將園棹、下關乘興倩、一樽携酒別、二子即舟情、
信宿變相借、江山然且生、水郷來往意、承聽竹枝聲、

佐　原　　天　山
佶客帆檣擁碧汀、臨灣瓦屋疊魚鱗、家家願得霞潮來、
送與江門万戸春、

利根川圖志云、佐原は下利根第一繁昌の地なり、村の中程に一流有て、新宿、本宿の間に橋を架す、米穀諸貨物の拇障し、旅人の舟、此にて先を争ひ、誠に水陸往來群集晝夜止まざる地なり。」地理志料云、佐原之名、見當也、器册部、讃岐、國佐長介」香取副官、有土器作、家居此、遺各器、地名因是」郡志云、佐原は戸數三千餘、小野川以東を本町、以西を新町といひ、中間に橋梁あり。香取神宮古元、寛安中の文書、既に左原に作り、風水文書佐原と書し、千葉系圖に佐原氏あり、天正以前は、矢作城主國分氏の領地に屬し、僅々たる一村落に過ぎざりしが、德川家關東に入るに及び、其臣鳥居元忠、此地岩崎山に居り、四萬石を食す、士民是より來集す、後岩崎城廢し、佐原、岩崎相分ちしが、明治八年又之を合す。

牧野(マキノ)

佐原町の南に接したり、前も今は香西村管内とす、利根川圖志云、印旛郡木下(キオロシ)城蔵記に、平將門の家臣分、河下の香取郡、左原領内、牧野郷の長者庄司の娘に、小宰相あり、將門殿御寵愛に依て、木下川はたの城へ召寄云々、今牧野村に御宿と呼ぶ家あり、將門の宿りし家とぞ。

觀福寺(クワンプクジ)

牧野に在り、(地理志料云、觀福寺、寛平中僧尊清建、其堂現存、藏千葉國分諸氏文書、相坂魚戸嘗在焉、魚戸名景貞、伊能氏、左原人、受業賀茂眞淵、振興古學、與有力云、忠敬、頴則二子、亦其族也、忠敬稱嘗稱由、精星暦之學、寛政中、承命測量畿內七道、及蝦夷地、乃踏黄山野、沾治濤、閲十八年、圖成進呈、賞賜優渥、擢爲日官、文政四年卒、維新之初、追褒其功、贈正四位」○郡志云、觀福寺には、近年香取神宮より送附する所の佛像四軀あり、高一尺許、弘安四年、北條實政異賊追討報賽の爲め、神宮に納めしものなりとの刻識あり、此他古文書、古器佛畫等多く、就中、上像の如きは、殊に有名なり、(觀福寺の古碑、文永五年、延元二年、建武四年、延文二年、明德四年、嘉吉三年、文明十六年、大永二年、享禄五年等、また[illegible]永仁七年、文明十三年等の古碑を具ふ、されど往々碑面の文を讀む[illegible]ずして、觀福寺寛平年中の碑の如きは甚に非す。

與倉(ヨクラ)

今香西村の管内なれど、佐原町の南半里許、(郡志云、寶莚山大[illegible]寺は鎌倉の時代に在り、千葉中矢作城主國分常徹之を創し、建仁寺大覺禪師の開基たり、寺は初め[illegible]に屬し、元徳中、大覺禪師[illegible]下野雲巌寺[illegible]之と興す、其語錄今本寺に藏せり、」地理志料云、與倉、武田氏族俗傳稱、管住下總、天正十年、開禪寺[illegible]、往訪之、竟剃髮入日山、見某記、是也[illegible]。

岩崎(イハガサキ)

今佐原町の管内にして、驛市の西なる丘岸の邊をさす、丘上は即鳥居氏の舊壊なり。

登佐原西山　　　　早　崇
満山松[illegible]、蹊[illegible]、一[illegible]清水、
[illegible]、[illegible]、[illegible]大高分、
[illegible]入白[illegible]、

地理志料云、房總治亂記、鳥矢作[illegible]田四萬石、予鳥居元忠、城岸在岩崎村、元忠之死守伏見、德川家[illegible]之、賜遺邑于子忠政、更加賞賜六萬石、為越長[illegible]、以元忠之功不可泯也、[illegible]田[illegible]、)岩崎祠碑記、佐原西[illegible]、字岩崎、有一丘、曰城山、丘東隅有一祠、稱子安[illegible]神社、[illegible]、常陸豪族小田天[illegible]、使[illegible]林[illegible]長、[illegible]下總、[illegible]入香取郡、[illegible]地勢、[illegible]於岩崎、[illegible]、祠于壘中、天正十八年、[illegible]入江戸也、[illegible]元忠于下總矢作、[illegible]岩崎四[illegible]、元忠[illegible]於岩崎、其壘林[illegible]長之舊址、[illegible]城山[illegible]、[illegible]伏見之變、元忠之子忠政、[illegible]

十六島(ジフロクシマ)

佐原の北、常陸[illegible]、[illegible]と云ふ。元是れ霞浦と香取浦の間なる漂堆にして、古人新島(ニヒシマ)の名ありと云ふも、田宅の地にあらず。近

世初めて築堤して、開墾を企て、[illegible]永中十六島村成る、即
香取の所管とす。爾来世を逐ひて漸次開墾し、約四方里
の面積あり。而も其田土甚低下にして、僅に堤防を以て
外より保護し、内は所々に溝渠を存し、淤路を通し、[illegible]
營頗力めたり、大抵堤防稍高き處は標高二米突、堤内一
米突半、窪田に至りては一米突以下に位置す。今本新島(モトシン)
村、新島村、十余島村の三に分ち、其他佐原、津宮に[illegible]
隷する地もあり。形勢大江の北に在りを以て、當に常陸
行方、稲敷の二郡に轉歸すべし、故に明治三十二年、本
新島、十余島の二村は轉せらる。

舟發佐原、留別諸友、

買得東寧下水舟、淡何歡會附悠々、[illegible]意背指心[illegible]斷、
暮雨凄涼十六洲、　星　巖

常陸郡郷考云、風土記に「板來(イタク)、南海有洲、可三四里許、
春時香島行方二郡之男女、盡來拾津白貝、雑味之貝物矣」
とある洲は、今の十六島の内なるべし、慶長の初めに、
祖入の地となりて、下總香取郡に隷せらる。○利根川圖
志云、十六島は本名新島といひ、香取浦の中に在り、
天正十八年、此に水陸田を開き初め、[illegible]成す、[illegible]
康公きこし召され、吾治國の初めに、新島を開くことは
願ふ所なり、喜悦の至りと仰せられ、[illegible]
賜ふ、それより寛永十五年に至る迄、三代五十三年に
て、十六島の功成就し、同く[illegible]を賜る。又云、上之島
結佐、六角、松崎、四代、中島、此六ヶ村を上十六島と唱
へ、八筋川、卜杭、大島、三島、境島、扇島、加藤洲、
磯山、中洲、長島、此十ヶ村を下十六島と唱へ、これに佐
原組、津宮、篠原、大倉、岩ヶ崎の[illegible]田(四千石[illegible])を
一耕地入會となりて、是を[illegible]、[illegible]は大
島にあり、是は當島を開草したる黑田[illegible]
尊といひ傳ふ、新島起立の頃、黑田[illegible]と、常陸行方郡
大臺(牛堀より十五六丁北、堀之内村)の城主小貝[illegible]

[illegible]行方の領主、佐竹氏の家老と云ふ)と、常陸下總の堺目争
論に及び、互に船中にてアカトリを以て、泥を打合しが、
其日は雙方相引になり、翌日互に軍船を催し、牛堀[illegible]に
おいて合戰、小貝は飛道具を以て打立けれど、黑田勢大
いに敗北せしに、不思議なる哉、[illegible]起り、[illegible]數艘
を覆倒す、其隙に黑田勢は[illegible]まで進[illegible]
難なく引取けるとかや、是を世には泥打合戦といへ[illegible]

香取郡諸利根川塊、南北田圃、昔古香取[illegible]
[illegible]成村落者、俗稱新島者是也、[illegible]
[illegible]、不[illegible]何之、
[illegible]
[illegible]田圃在[illegible]心、　[illegible]

與田浦(ヨダウラ)沼　古の香取[illegible]遺址にして、津宮河岸の北にあ
たり、加藤洲の南なり、[illegible]通[illegible]し、長さ一里
餘、横幅廣狹一ならず。津宮より與田沼を貫通し、加藤
洲、[illegible]に至る[illegible]あり一里半、稱して[illegible]川と云ふ。

[illegible]

加藤洲(カトウズ)　今隣近の諸[illegible]田と組合し、[illegible]島村と云ふ、佐原よ
り[illegible]川を經由し、北利根川に入り、加藤洲に至るべ
し、舟路[illegible]三里、加藤洲は北利根川の南岸にして、[illegible]
[illegible](常陸行方郡)に對す。[illegible]

もとより觀るに足らざるも、多く詩題に上れり。

十二橋　遠山澹
[illegible]
十二橋頭[illegible]月明、

發津宮、到潮來、舟中、　生田[illegible]
[illegible]生洲、農家不用耕牛力、
垂柳門前各繫舟、

横利根(ヨコトネ)川　下利根の支流と、霞浦とを連絡せしむる一水
派にして、佐原の北より起り、十六島を中斷して、霞浦
に達す、長さ二里、一名常陸川。

小川(ヲガハ)郷

和名抄、香取郡小川郷。○今大戸村小川てふ
大字存す、されば瑞穗村へも渉り、香取郷の
西隣とす。其西北は[illegible]に至り、南は[illegible]郷な
り。

大戸(オホト)

今大戸川、小川、森戸、山之邊、玉造等と相合せ、
大戸村と云ふ、佐原の西一里。

地理志料云、香取[illegible]二年之書「大禰宜[illegible]房知行、下總
大戸庄[illegible]、殿下[illegible]大戸神社、
在大戸村、[illegible]香取第一末社、今[illegible]社、千
葉系圖、國分[illegible]子常義、稱大戸矢作[illegible]主、常義子胤義、
稱大戸川平太

大戸(オホト)神社　大戸村に在り、香取神宮の第一末社とす、
神宮を去る一里半。

寶保二年大禰宜[illegible]譲狀に「一末社大戸宮神主、并社領知行
同譲與」と見え、又仁安二年大禰宜眞房が譲狀にも「末
社大戸宮[illegible]」と記したれば、
[illegible]されど外の末社と
は[illegible]も香取、大戸とぞ
[illegible]近世も別に神主、[illegible]ありて、
[illegible]香取の所務に[illegible]するのみな
り、「[illegible]」社領[illegible](利根川圖志云、

大戸神社は香取社家の説に、手力雄命を祭ると云ふ、舊記に大戸神社に就て、神寶の面あり、人作にあらず、昔矢作村に天降れりとぞ、村人旱魃の日に、此面を雨乞場に出し水を灌ぐ、必雨を降すと謂ふ。(舊事考)大戸神寶、寶日大刀(銘丁寅吉日) 古面四枚(行道、貴徳、天長二年)、舞樂面一枚[illegible]、元陽氏、寛弘有銘、其日陵王假面也、抜頭、善哉、寛喜三年、天平[illegible]中寛[illegible]寺、[illegible]於各所寺社、其[illegible]四寺高時、國時拍國分氏、寄進人家器等於香取社宮、是其遺器、國分氏居矢作、士人亦云、寛喜三年、此面自天降于矢作、蓋僞也

大戸川(オホトガハ)

今大戸村の大字とす。○梅心云、淨土寺は大戸川に在り、創建詳ならず、天正九年、矢作城主國分胤政之を再建すと、七十餘年前、御馬の壁に際せしが、古文書、古鐘等は依然として存せり、建長の古鐘銘に由り之を察すれば、其創建は殊に古代に在りし斯如し。

寶幢寺 奉施入四尺鐘、建長六年甲寅、三月十五日
大巧 礒上氏長 試造 僧隆圓 貫主 明幹

奉施入四尺鐘、貞和五年己丑、十一月十五日
大工 藤原末政 勸進 善賢 平當秋
貫主 圓明 檀那 [illegible]

伊[illegible]國師[illegible]中師言寺、下總香取東部、大戸河淨土寺、本尊佛前、奉掛、三[illegible]内[illegible]、日本往還上候御代表之、南山流大谷由法然上人門徒、南連社人[illegible]、高祖岩城者也、(中略)慶長七年六月十二日、

森戸(モリド)

今大戸村の管内とす、大戸川の東にして、佐原町の岩が崎山に接す、千葉系圖、東胤行の弟[illegible]上胤有を、森戸領主ともいへり。

山之邊(ヤマノベ)

今大戸村の大字にて、森戸の南を云ふ。

補任(香取文書)
當國大戸庄山野邊村內、[illegible]、屋敷、畠田[illegible]町[illegible]、坪者御[illegible]下に何も在之、然共南兵部少輔方え[illegible]出羽形、能々子細お聞分候間、[illegible]也、所詮任本理、[illegible]入道成寺、一期間者、可爲相計、至其後者、如先々勤祭禮、於其餘分者、[illegible]所、宛行也、仍補任狀如件、

文明二年六月十九日 [illegible]

鴇崎(トキサキ)

今寺内、堀内、西坂、谷中等と相合し、瑞穂村と改む、大戸、大戸川の西なり、寺内には光福寺あり、鴇崎、或は時崎に作れり。

員敷鄕

和名抄、香取郡[illegible]。○本書[illegible]といふこと[illegible]ならず、舊事考に、驛家の誤と爲し、地理志料には荒海驛の事と制定す、而も荒海は[illegible]と[illegible]、一鄕の中と思はるれば、此驛家を員敷と論定すべきか。

恒武紀、延暦二十四年、廢下總國香取郡員敷、[illegible]、埴生郡山方、印播郡鳥取驛等、以不要也。

斯くの如く、延暦中に廢止と爲りたる諸驛なれど、山方、鳥取は和名抄にも載せたれば、員敷の鄕も、廢驛の後に、猶舊號を傳へ、驛家と稱せらるゝ、亦其以ある斯如し。さて其員敷はいつことさふに、是の驛路は、千葉郡より香取神宮への別路なれば、荒海驛の現に印幡郡に存するより推し、大須賀村の南敷を、員敷の遺蹟と論定せられしこと、亦異議なきに似たり、今暫之に從ふ。即小川鄕の南にして、中世大須賀庄といへるにあたる。地理志料云、東大寺奴婢籍帳、香取郡大槻鄕、戸主中臣[illegible]、[illegible]西地命名、今有南敷村、讀云奈之岐、一[illegible]之[illegible]、[illegible]接、驛制有之、一則官道也、[illegible]由之、一驛[illegible]、之、如本郡鳥取、山方、員敷是也、常陸風土記曰、[illegible]之村置驛家、即向鹿島社之道也、可以證。

(敷南)

大須賀川(オホスガ)

前林の大堀山に發し、迂廻屈曲、大戸に至り兩派と爲り、下利根へ入る、松子より下流は小[illegible]な通すべし、其[illegible]、[illegible]に屬するを以て、[illegible]に之を七十九[illegible]と稱す、其六里、[illegible]五[illegible]より十[illegible]に至る、

大須賀(オホスガ)

中世の庄名にして、今は大須賀、[illegible]村に分つ、大戸庄の南、矢作庄の西、千田[illegible]の北なり。

大須賀氏の名は、[illegible]、大[illegible]寺文書に見え、千葉系圖に、常胤の子胤信を大須賀四郎と云ひ、大須賀[illegible]は佐倉に在り、松子には大須賀城址あり。(地[illegible]志料云、[illegible]子[illegible]之傳、大須賀[illegible]之、[illegible]十八年[illegible]、[illegible]千葉常胤[illegible]信、[illegible]大須賀四郎、[illegible]香取[illegible]、以功[illegible]、[illegible]甲[illegible]、[illegible]城、[illegible]有田[illegible]、[illegible]見、氏[illegible]諸氏、香取[illegible]造宮記[illegible]、大須賀[illegible]役、[illegible]大宇[illegible]、[illegible]須賀[illegible]也、或曰、大須賀保見津川[illegible]、[illegible]在名吉[illegible]村、[illegible]信子孫[illegible]、天正中亡

(子松)

伊能(イノウ)

今堀籠(ホリゴメ)、南敷、馬乘里(バジヤウリ)、谷上、柴田、横山等を管して、大須賀村と云ふ、佐原の西南三里、成田へ三里、矢作野へ近し。

今大須賀村の大字村田(ムラタ)、村田は香取[illegible]文書に見えたり、横山、柴田、谷上は大禰宜家文書に見ゆ、又千葉支流系圖、國分[illegible]の子、小六郎[illegible]は村田と號す、矢作[illegible]の同胞なり。

(田村)

寺社分限[illegible]、大須賀中村、[illegible]田三十石、長[illegible]、寺田三十石、[illegible]、[illegible]人、[illegible]方氏、以[illegible]、[illegible]世[illegible]事、其[illegible]、[illegible]氏、以功役[illegible]、元和[illegible]之後、[illegible]、則[illegible]子、[illegible]也(地理志料)

吉岡(キチヲカ)

今[illegible]、[illegible]山、中[illegible]、[illegible]、松子、[illegible]、一[illegible]田、前[illegible]、及び矢作[illegible]の地を合せて、大須賀村と改稱す。伊能の西南にして、印播郡(舊埴生郡)の堺に至

る。

應永三十三年、大慈恩寺文書に伊能、奈土、津富長、
[illegible]田栗、久土崎、横山、一坪田、前林、中野、栗田、南
城、吉山等の郷村名見えたり、又吉岡なる舊名雲富とい
へり。

大慈恩寺（ダイジオンジ）　吉岡に在り、伊能の西南半里、成田の東北三里、往時當國顯著の古刹なるが、近世衰廢の餘、僅に存するのみ。

奉安置、下總國慈恩寺塔婆、佛舍利二粒、
右於六十六州之寺社、建一國一基之寶塔、奉仕忠孝、既畢、特願、仍令清東寺佛舍利、各奉納之、伏冀、皇祚悠久、衆心悅怡、佛法紹隆、利益平等、安置之儀、旨趣如件、
曆應四年六月十五日　左兵衞督源朝臣直義（花押）

地理志料云、吉岡大慈恩寺、曆應中、足利尊氏修爲安國寺之一、寄寺田六十五貫、其多寶塔、即當時所建物、塔側有北朝古碑、傳延慶三年銘、及古文書數十通、寺有較使門、門側老杉、大可數十、呼曰香取杉、傳言、奉幣使之不香取神宮、舊館此寺、其[illegible]也、已廢[illegible]驛、故館于此者、按、本寺延慶三年庚戌三月鐘銘に、雲富山慈恩寺、開山仕持、比丘富遠書一云々とあれば、鑑眞開基と云ふは、訛れること論なし。又應永三十三年文書に、百五十年の往昔の建寺本願は、大須賀胤氏たる事を明記す。胤氏は大須賀胤信の子、大輔左衞門尉通信の子にて、次郎左衞門尉と稱し、文永の頃の人なれば（延慶より三十年前）時代を推すべし）

雲富山大慈恩寺當知行證事
合
伊能郷内　本願寄進　上富寄進　奈土郷内
津富長郷内　西雲富郷内　白米村内　持木村内
久土崎村内　吉山村内　横山内　青木村内　小松郷内　潜河村内　水照村内　一坪田村内　猿山村内　前林村内　栗村内　大室村内　矢田山　中野　南尾助島　遠山方　南城　上昌　栗田　上總國大椎郷内
右本願胤氏法名信蓮御寄進、其代々寄附等文書、依紛失、子細内裁許、致明彩者也、然而本願置文者、京都鎌倉大番役、非役夫工米以下、公方私之諸公事等、一円被停止畢、縱雖爲有違、斯條不可違失、若背此旨、致背亂、於子々孫々者、爲不孝仁、彼所領爲本所分與、當寺信仰可之一族等、不可知行者也、依被定置、願以一百五十餘年之、今相違者也、是以限永衆際、可寺本願置之旨、加判證者也、仍爲後證状如件、
應永卅三丙午年卯月十日　左衞門尉平胤信

健田郷（タケダ）

和名抄、香取郡健田郷。○今米澤村、神崎村及び高岡村にあたるべし　小川郷の南に隣る
米澤の大字に武田の名のこる、即健田の本郷なり。

武田（タケダ）　神崎驛の南一里とす、今毛成、吉山、立野、郡、大貫等と相合せ米澤（ヨネザハ）村と改む。吉山は大慈恩寺應永年中の文書に「吉山村内、本願寄進、大椎代」と載せらる。

郡（コホリ）　今米澤村の管内とす、大戸川と神崎驛の間にして、驛道停車場あり、佐原へ五哩、滑川へ四哩、神崎半里程、下利根の支港に臨む（此支港は寛永四年疏通以前の古江とす）。

[illegible]篠村、富佐中央、豊郡治所在郷、寛長中、錦島勝茂、篠島井長遺邑、若干歳、至元祿十一年云、治田五千石、亦猿島[illegible]也、[illegible]見[illegible]正元年文書[illegible]地理志料

毛成（ケナリ）　今米澤村の大字[illegible]、[illegible]慈恩寺文書、[illegible]三年[illegible]圖大須賀保内、毛成、[illegible]管[illegible]の

大貫（オホヌキ）　今米澤村の大字にて、[illegible]氏の[illegible]在り、[illegible]に[illegible]ならず
[illegible]其[illegible]邑之[illegible]、
[illegible]邑、在下[illegible]三千石、[illegible]江戸[illegible]十里許、按史[illegible]長元年、[illegible]高虎[illegible]、[illegible]正高于江戸、四年、東照神君蕩其先諸將獻賞、賜下總香取郡三千石於正高、元和元年大坂之役、正高有罪放于伊勢、五年二月、宥正高復原采、易以伊賀地、於是三千石之采地、遂入我藩封領、其邑在陸者八、日村田、櫻田、南敷、馬來里、横山、片野、鳥羽、大戸川、滑川者五、日今村、曲淵、沼谷原、飯島、石納、南大貫村在陸與川之間、置驛於此、遣吏治之、後數年罷各行、代官各一人、手代、大庄屋爲島、後置郷卒數人、遣縣部下、寛文十年、割今村地爲四谷村、天保二年納沼谷原於官、易以村田飯島南野田、四年更以南野田　易小見川之原地吉田、稱々田南村、隔在香取社南五里外、由其境小本田多白田、納金爲租、村數凡十六、僧鎮管年所開拓地也、千四千石餘石。明治二十六年建于大貫[illegible]

神崎（カンザキ）

今神崎町と云ひ、人口三千、小松、並木等を合併す。大江の岸の稍張り出でたる地にして、並木（ナミキ）山の丘より續きて、明神山岸頭に隆起す。明神山の東邊に民家密布して水驛を成し、本宿と云ひ、佐倉、成田より弱渡、土浦に通ふ渡津とす。

（本並）　下刀川　　　鹽田隨齋
清高澗綠叶長天、岸樹高低帶暮煙、蘆荻聲邊風淅々、
一篷寒雨下刀川、

利根川圖志云、神崎宿は香神宮を距る三里、今神宮の末社にあらず、然れども昔は大戸、神崎兩庄は別て祭祀の用途に充てられ、廿年毎の宮改造の時、[illegible]殿を造る定例なりき、且此兩庄は、大須賀家[illegible]領知なりしことは、長享二年の圖田文、大須賀家政所下文に見えたり。地理志料云、大須賀[illegible]門記「自香取宮神領、至常陸寄西津、東[illegible]、[illegible]治[illegible]下[illegible]、香取文永二年文書[illegible]、[illegible]名布久（〇近年神崎に數多の精巧石器を發見したり、石棒最大なり、縱一尺五分高四寸四分、石鏡圓徑一寸八分、石刀子長二寸

九分、以下合計八點は今某氏の所藏に歸す。(人類學雜誌)

江戸[illegible]見聞集云、下總の國向崎といふ在所のかたはらに、甚内といふ大盜人有しが、[illegible]人に出て申けるは、關東に頭をする大盜人十人も二十人も候べし、是皆いにしへ名を得しいたづら者、風間が一類、らつはの子孫共也、此者共の有所、殘なく某存知たり、案内申べし、盜人かりし給ふべしと云々。

神崎神社(カウザキ)　神崎本宿の西、本宿の北なる天然孤形の丘陵に在りて、江水は直に其麓脚を流れたり、村岡氏之を以て子松神と判定せらる、說下に見ゆ。

利根川圖志云、神崎明神は香取神宮應保二年大禰宜舊記に、又於三男知房者、中面神崎社宮司、可知行彼社領之由、與讓狀畢」とあれば、昔時香取の末社たりし事明けし、鹿島日記に「かうさきの神社に詣づ、社の前になんじやもんじやてふ大樹あり、いと年經たる桂の木なりけり」云々、今もあり、上宮錄に「二十石、大明神、下總國香取郡神崎郷、神崎併[illegible]」神の舟出の所、昔は水道巻て、船の通路にて六ヶ敷、是を神前の巻と唱ひて、船人大に恐れし所なりと云へり、其頃の舟唄なりとて「此は神さき森の下、梶をよくとれ船頭殿」この歌今もよく歌ふ、今は洲出て此巻はなし、元和、慶長の頃、かなたこなたに水せく堤を築て、新田を開かれたる故なりとぞ、

下總國神崎大明神之御領、田畠庄内[illegible]事、

總領分

十三町□段　畠壹町□　社人屋敷七ヶ所

供僧屋敷四ヶ所　三月五月神馬　四月五月

年始歳末御幣料足　[illegible]

宮和田分

九町壹段　社人屋敷十六ヶ所

畠七段　供僧屋敷三ヶ所

小松方

四町六段　畠九段　社人屋敷七ヶ所　[illegible]

上畠□

四町六段　畠壹町　社人屋敷六ヶ所

多賀分

三町壹段　畠七段

青山分

壹町壹段　畠三段　供僧屋敷壹ヶ所

已上田數三十六町　畠四町九段

五月五日御流鏑馬十五番、庄內之役也

右此外三月庄内之祭、手御[illegible]之修理料、御造營二十一ヶ年一度、[illegible]下子之御社、爲總領支配、可配分庄内之田數、於違失此旨、地頭之所領者、爲總領知行、可勤神役等也、

大中臣神主存此旨、任先例、執行社務、可致神事御祈禱之精誠者也、仍任代々御下知之旨、如件、

正元貳年三月十日

郡志云、神崎社應永二年[illegible]文書に、宮和田鄕[illegible]頭殿云々と、その地詳ならず、神崎村より東北、小松二鄕の近傍に、和田の字あり)、香取日記(加藤氏)云、

直節

いとゞしくわびしかりけりかぢ枕雨さへそゝぐ苫のしづくに、

などわびあへるに、かく雨風あらくては、夜中こぐべうもなし、神崎に舟よせなんど舟人いふ、神崎の森はいと木深く、神々しく見ゆ。

小松(コマツ)　今神崎村へ入る、本宿の西南半里を隔てたり、小松明神、[illegible]の子松神なり、或は說いて神崎なる其て古の子松の地と爲し、[illegible]の宮に擬てたり、されど正元二年文書に、小松方を神崎惣領と相引異す、二村[illegible]地にて、同一ならざるべし。

(子松神社)

利根川圖志云、三代實錄「元慶三年、下總國正六位上子松神、授從五位下」と見ゆ、[illegible]今も小松村あり、[illegible]正元の文書等に小松[illegible]見えたる[illegible]に、是れぞ小松の神なること疑なかるべし。○地理志料云、子松[illegible]之[illegible]也、[illegible]紀、授[illegible]五位下、今在[illegible]村、日[illegible]明神、小松[illegible]、是其地也、按[illegible]書、[illegible]二年、[illegible]子松、多賀、青山、[illegible]宮和田[illegible]二十六町、[illegible]日神崎莊、[illegible]子松之名遂亡、[illegible]小松三郎[illegible]時、[illegible]正元元年[illegible]文書、[illegible]小松郷、[illegible]寺[illegible]元年文書[illegible]宮寺、即子松祠[illegible]也、寺田十四石餘。

松崎(マツザキ)　今神崎村の管内なれど、本宿の西半里にして、江邊に在り。

松崎下、沿江十四村、入小[illegible]後[illegible]六日、村民[illegible]打[illegible]魚、[illegible]數十頭、謂之十四川漁、

宗[illegible]

夜風乾[illegible]、月落[illegible]、

早[illegible]上[illegible]、

高岡(タカヲカ)　今高岡村と云ひ、高村、大和田、小野等を合せたり、神崎の西南にして、支灣ありて利根の大江と相通し、其灣岸を[illegible]河岸といふ、神崎安食の間の一埠頭とす、又其北岸は即今江[illegible]なり、[illegible]利根川[illegible]に河[illegible]に係る

高岡陣屋は井上氏二萬石の治所にして、寛永十七年、井上[illegible]後守[illegible]の時より、[illegible]明治に至り[illegible]、高岡[illegible]大和田に[illegible]二十石、[illegible]村は神崎正元二年文書に多賀分とあるに同し。

(多賀)

滑河(ナメカハ)　今[illegible]河[illegible]と云ひ、猿山、[illegible]入口、[illegible]、高岡の南[illegible]に[illegible]香取、[illegible]郡界に[illegible]る地なり。[illegible]源太河岸も今滑河の管内とす、[illegible]道[illegible]田へ八哩、佐原へ九哩。

(猿山)

舟渡刀禰、[illegible]泊滑河村、二首、

眞　南　鄰

長江三百里、短棹一孤舟、水上送舟南、風前達急流、
葦間投泊渚、雲際問津樓、[illegible]
江村春雨裏、[illegible]
蓬窓從泛宅、[illegible]

（龍正院）

利根川圖志云、滑川觀音は坂東順禮二十八番の靈場にして、龍正院(リウシヤウヰン)といひ、寺領五石、又常[illegible]山と云ふ、佐倉風土記曰、常陸小田氏所領、[illegible]南以[illegible]實[illegible]爲別業、武爲退老之處者[illegible]、東國戰記、[illegible]小田左京大夫政治、是與小田大守同人乎、未知是非、

西大須賀(ニシオホスガ)

今滑河町の管内とす、印旛沼長沼より利根の大江に通ずる支溝、其間に流れたり

西大須賀に八幡宮あり、舊神領十石、西大須賀氏の祭る所なり、東國戰記に西大須賀六郎あり、此村に今東三千寺あり、平將門の[illegible]なりと[illegible]能、吉岡の方まで三四里[illegible]なりけん、[illegible]名の原由は西大須賀にして、今大菅と唱ふる者即其故地とす。

（大菅）

[illegible]志云、西大須賀の[illegible]穴は昔に四十八ありと[illegible]、[illegible]なせるあり、[illegible]鏑杭て、かけそこなはれたる刀と、古土器とを見出せり、里人は古の穴居の跡なりといへど、思ふにこは穴居にはあらずして、古墳なるべし。（大菅[illegible]寺に、[illegible]二年、應安二年等の古碑あり）

佐倉風土記云、繪宮(エタクツ)大明神、在西大須賀村、社後拘有一孔、拜之爲神所在、未詳其神及建始、土俗言[illegible]神之祖父也、若由是稜威雄走神也乎、

兒塚(チゴ)

利根川圖志云、兒塚は西大須賀村の四屋(ヤ)といふ地に在り、回國雜記に、

兒の原と云へる處あり、いかなる故に、かかる名の所の侍るぞと、里人に尋ねければ、この在所、白浪青林横行の地たるに因て、少人の通りけるを、衣裝など剝取るのみならず、[illegible]へ殺害し侍りき、それより此をかつ[illegible]侍るよし[illegible]ければ、[illegible]の心地して、塚のほとりに立よりて、思ひつけて囘向し侍る、

[illegible]

[illegible]

[illegible]かなや

[illegible]には、智證上人兒を禮拜して、長沼の龍神天上せりとの[illegible]

名古屋(ナゴヤ)

今[illegible]小御門村と云ふ、[illegible]接する郊野にあたり、昔は助崎(スケサキ)郷ともいへる地なり。[illegible]一里。

（助崎）

佐倉風土記云、[illegible]

（秦吉谷）

小御門神社(コミカド)

名古屋の北方の[illegible]中に在り、[illegible]の東南一里に過ぎず、明治十五年創建、別格官幣に列せらる。[illegible]百八十坪、一丘山なり。近[illegible]古塚を藤文貞公（師賢）の墓と冒認し、遂に祠堂をさへ建てたれど其[illegible]は全く文貞公時代の物に非ず、[illegible]之を惜む。

明治十一年[illegible]文貞公傳に曰く「北條高時、使千葉貞[illegible]公于其邑、[illegible]元弘二年十月廿九日也、[illegible]地、[illegible]年之久、[illegible]、土人相傳、[illegible]佐倉風土記、[illegible]是共[illegible]、[illegible]名古屋村[illegible]西大須賀[illegible]是以[illegible]之[illegible]公子[illegible]、遺址在[illegible]數十歩之地、[illegible]是以[illegible]公の大須賀[illegible]の家に寓せりと云ふは、古書[illegible]なきのみならず、公家[illegible]古大[illegible]の習[illegible]に合はずして、[illegible]古墳也、豈之を以て文貞公の[illegible]と[illegible]なるべきは、新葉集に[illegible]、[illegible]なり、曰く、

下總國にて月を見て讀み侍りける、

文　貞　公

[illegible]のいくもりもせずする

[illegible]

[illegible]れば其秋の頃に、この歌を配所にてよみたまひしなるべし）

[illegible]形見の濱と[illegible]、海濱にて月を[illegible]、名古屋の原中に公の[illegible]公の東下するや、千[illegible]、公の寓止[illegible]、一海灣[illegible]して疑を容れず。其眞[illegible]名古屋の一丘を以て冒認する[illegible]

[illegible]佐倉風土記云、小御門神社、祀贈太政大臣藤文原貞公也、社後有公之遺墳、明治十三年、有志相議、立公之祠於其名古屋村、[illegible]小御門神社、先請之于官、官允

之、且以前皆下邑公事、十五年福宇建築之功、即以四月[illegible]、宮内省[illegible]、千葉[illegible]令[illegible]、同七月太政官[illegible]之別格官幣社。○[illegible]大佐倉[illegible]十記云、公家[illegible]、在名古屋村、其地舊小御門、至今存[illegible]、傳有貴[illegible]宰子塚、未詳爲何人、俗言則延寶間人、幷公家也、按、元弘之亂、北條高時、流後醍醐帝、及近侍諸臣於之、大納言藤原師賢[illegible]下總國、寓于千葉貞胤、乃變姓名素貞、遂卒于下總、實元弘二年十月、南朝追[illegible]文貞公、[illegible]公[illegible]謫任、塚畔、當[illegible]記第、同師賢[illegible]十、賓于[illegible]、今以小御門名擬之、然師賢[illegible]。○舊事考云、井[illegible]納言師賢塋、在名古屋村、今呼公家塚、又呼大六天塚、蓋大六天者、大納言之訛、大六天諸祠、豈有塚乎、葬地四面[illegible]歟、其高一丈五尺許、周回十丈餘、土人[illegible]良焉者、或云宅、或云[illegible]千葉介家[illegible]考云、千葉介、名貞胤、[illegible]師賢、元弘元年[illegible]捕、二年[illegible]下總、十月卒于此、當[illegible]記云、元弘二年十月、師賢於下總遠去日一五月十日公出[illegible]天正本太平記云、六月二日公抵千葉、其後京[illegible]多、皆散去、獨[illegible]、爲[illegible]相從[illegible]南方紀傳日、元弘二年十月廿九日、於配所薨[illegible]、[illegible]公武[illegible]書云[illegible]十月末[illegible]、[illegible]名古其尾云、翌日[illegible]」各書[illegible]有異同、其於下總薨也、[illegible]可疑矣、南正德中作倉風土記、千葉郡條下載公墓所在、南香取郡名古屋村、爲有其墓、今以遷祠之、當時千葉介貞胤、因公於同郡大須賀某宅、名古屋別名勘崎、即其故城址、距千葉県十里許。

高倉(タカクラ) 今小御門村の大字とす、名古屋の西にして、印旛郡久住村の水懸に近接す。この高倉を以て三條高倉王の由緒に出づと傳ふれば信け難し、されど中古香取神宮の封邑たりし歟。

地理志料云、香取郡高倉村、有高倉目代居址、以仁王舊高倉宮、相傳[illegible]之舊家、[illegible]有力焉、高倉[illegible]莊園、以供[illegible]焉、[illegible]當[illegible]王之功、[illegible]其子以爲主邑、事不行、佐倉風土記曰、當地舊[illegible]結[illegible]寺、[illegible]日[illegible]寺、[illegible]大須賀[illegible]三井寺、與高倉相[illegible]、傳千葉氏所建、[illegible]頼朝旨、[illegible]土寺、[illegible]目代、亦未可知。

名木(ナキ) 今小御門村の大字にて、名古屋の東北一里、小松へ近し。相接して大字冬父(トブ)あり、青山あり、青山は神崎社正元二年文書に、青山分とあるにあたる。

(冬父) [illegible]事考云、今冬父村迎接寺(カウセフ)、有延文二年、文和元年[illegible]碑、文元文中改號寺[illegible]、[illegible]三年、及永正十三年[illegible]遺事。

(城南) [illegible]部志云、南城[illegible]は大慈恩寺[illegible]應元年[illegible]に之を載す、或は大須賀村南敷[illegible]を以て之に當つるも、小御門村名木に其當を得るに近し、[illegible]に南[illegible]由當[illegible]あり、[illegible]香取古文書に往々南城、上坊を併書するものあり、上坊は即ち[illegible]村[illegible]にし、[illegible]近く、[illegible]中の文書、又小[illegible]、南城、高[illegible]を[illegible]書す、[illegible]足る

下利根川(シモトネ) 利根川の下流の稱にして、木下(印旛郡)以東、銚子に至る約廿二里の間を云ふ、即南岸には印旛、香取、海上の三郡あり、北岸には(常陸)稻敷、行方、鹿島の三郡あり、[illegible]は大澤廣淵と相[illegible]比し、[illegible]の水、謂ゆる[illegible]江[illegible]の[illegible]を呈す、常陸風土記に葦原(アシハラ)と云へるは、特に此江邊の名なり。

下利根は中利根と共に古の常陸川の跡なり、特に其[illegible]に連なる邊には、[illegible]浦、香取海、[illegible]と呼ばれ、[illegible]以下には[illegible]の[illegible]、[illegible]、三宅[illegible]、安是湖の名ありき、近世に至り、[illegible]し、利根の水、[illegible]根を通して之に傾注し、遂に下利根の稱起る、[illegible]中利根、三宅浦、安是湖、香取浦等の條に擧げたり。(利根川圖志云、中、下利根の鮭は布川(フカハ)(木下の對岸)を以て最とす、小見川まで潮水淨れば、魚味劣る、淡水を浮ること六七里、安食村に至て味佳なり、安食より三里上りて小[illegible]る、[illegible]の流を[illegible]川[illegible]て、[illegible]より以上[illegible]

[illegible]しの早瀬をさかのぼれば、舟いと遅し、誰も〳〵[illegible]つぎて臥しつるほど、川中にて夜あけたり、舟人おりたちて綱手引のぼる、郭公さやかに鳴わたるをきゝて、

なかれ行くとねの川原のはやきせに棹もよどまぬ郭公かな　下[illegible]

利根川圖志又云、[illegible]以て下[illegible]を[illegible]、天下の利器これより便なるは無し、即これ河海の大に入に[illegible]ある故なり、利根川に在ては[illegible]を用ゆ、[illegible]饌、元禄八年、[illegible]各[illegible]艘長三丈一尺廣五尺、二艘長二丈一尺廣五尺、二艘長二丈廣三尺、[illegible]」と見えたり、[illegible]なり、又倭名鈔[illegible]といへるは、今のヒラタどおぼし、高瀬舟は深からず、[illegible]用[illegible]川、其[illegible]長[illegible]五六百俵(毎俵四斗二升)を積む者常なり、舟子四人を以てす、その[illegible]に八九百俵を積む、舟子六人を以てす、百俵積以下をハカセフ(釋名「二百斛以下曰艇」[illegible]艇也、[illegible]一人二人[illegible]也」といへり、和漢[illegible]の差あれど、この字當れり、又利根[illegible]十[illegible]に天[illegible]あり、[illegible]なり)といふ、[illegible]なり、舟子一人を以てす、[illegible]用[illegible]御手船といふ、[illegible]を以て[illegible]といふ、[illegible]なり、[illegible]百俵[illegible]し、[illegible]これに准へ、[illegible]といふ、[illegible]に出てあり、([illegible]村の[illegible]は船の喫水を以て、これを[illegible]る)先銚子口より關宿に上り、それより江戸に下るを利根の

直船といふ、荷物は大豆乾鰯、魚油なり、常陸の北浦・西浦より出づるは米穀・薪炭・材木等なり、印旛沼、長川、上利根川亦同じ、長沼、手賀沼は入樋ありて、船入らず、鬼怒川は大木竹筏多し（この筏木筏を妨ぐる事なきを以て、御用の外は皆入字して川艜といふ、船は艫の み入るなり）これらの荷物を江戸に輸し、更に糞尿を積みて各處に歸る、又夏時は江水涸れて河身高き時は航せず、故に腳船を以て運送す、これを高下船といふ（高は俗字なり）これを業とする家を高下宿といふ。」清宮氏川澤志云、下利根川、太古自相馬郡立木、河内郡布川以東、以總常山縣爲岸、湖々一碧、岡無村落、泥田畦千、況河道乎、中世以後、中流漸淤塞、隨淤隨田、於是有隄有防、而成今樣川脈也、自香取郡中関谷、北經清久南折、銜今村、迂回周流、寛永中疏新川、寛政改道、成今樣、自中島北、割佐原新田中、直達根通津、寛永中亦新川、導水南移、成今樣、是下利根川沿革之大略也、又云、按東鑑、有築下河邊隄之事、又古老話相傳、北條氏數有修築之舉、則河決之患、其來久矣、大宮之建、嘗首講治河、使瀝水不浸府城、且絶近郷漂蕩之害、故文祿、元和、寛永、享保、每治河、使導之東北移、竟使經常溢水之地、有陸沈之嘆、雖然平心論思、自其近者多良田、且平疇千頃、滿目黄雲、不如總常汗穢、則因不得捨此取彼、有近時印旛者、疏印旛沼、通檢見川、又鑿鹿島郡、一乎入海之日、則下利根川之水患舒矣、若其功成、不獨舒毒、雖然成功不可必、而費用不貲、則不止之亦可、不已則以布川以下村落、輕減其租賦、使窮民有所倚賴、是爲今之策也、

印旛郡

（印旛郡）（印波國）（印播郡）（印東）

印旛郡（インバ）

明治二十九年、下埴生郡を併せければ、今面積約四十一方里、人口十二萬六千二十七あり、東は香取郡、山武郡、南は千葉郡、西は東葛飾郡、北は利根川及び手賀沼に至る、郡の中央は大沼にして、之を印旛沼と云ふ

本郡には現千葉郡管の二村（陸、四街道）本郡の下に移す、地形今く本郡に入り、若白井庄印旛郡の地なればなり。

印旛は和名抄、印幡に作り、古訓はイニハにして、蓋石庭の義とす、十一郷に分てり（後世千葉の二郷、山梨、物部を合せて）常陸風土記に、景行帝印波の鳥見丘に登たまふと云ひ、國造本紀に印波國あり、

印波國造、輕島豐明朝(應神)御代、伊都許利命定賜。

古國造域は印旛、埴生に渉れるならん、其印旛の文、旧事紀、延喜式に印播に作り、波、幡、播、共通したり後世訛りて或はイナハと云ひ、或はイニハ、イニハ、インバンと云ふ、文字亦一定せず 近世に至り、公用印旛とす、○正保以下此名ありし後に用例なし、然異數ふべし、○地理志料云、按印旛者、部場之義、本郡有印播郡、其郡家名、今呼其字渡、是之轉也、古作印波、又印播、皆讀、萬葉集「印波郡丈部直大麻呂」、天孫本紀「物部印葉連公」天應元年紀「印幡郡大領、丈部直牛養」、又延暦十四年紀「陸奥國印播郡」日本紀略、作印播、寛平紀、大伴氏、昭代同之、倉田村地藏七年本帳、作印幡郡、今里村見目等寛二年棟札、作印東郡、古今六帖江千葉集、自伴家持乃詣、還國海岸、有稻穗海、皆通

中世には印東（インドウ）、印西（インザイ）の稱起り、二郡を南分せるに似たり、即河津を以て其分界とせり、但し旧郡沿革考に「印東、印西は初め郡號に出て、後庄名に轉し、德川氏の初め之を廢し、印旛郡に復す」と曰へど、印東郡、印西郡の名、いまだ典籍に見えず

印東は東鑑文治二年の條に「印東庄、成就寺領」と載せ、建武二年西園寺家所領目録にも、印東庄を載む、又千葉系圖に上總介常澄の子印東次郎常茂あり、庄司地頭の家とす、子孫世襲して本州の一名族たり（鎌田にて言、延元元年、印東胤貝嫁、今不詳）

且印東印西の外に白井の一庄あり、實に一郡三分と謂ふべし、其間の沿革消息、詳明なし。又近古には印西を埴生西郡と云ひ、多く紛亂を極たる如し。近世檢地、印旛郡高六萬石。

——◆——

（下埴生郡）（埴生郡）（波布）

埴生郡（ハニブ）

明治二十九年、印旛郡へ合せられ郡名廢す、

是より先、明治十一年、上總の埴生郡を上埴生と改稱するの日、本郡は之に對し下埴生と冒ふことなれり。香取と印旛の間、面積八方里許の地なりき

埴生は和名抄、波牟布と註し、四郷に分つ、埴は波爾なるを波牟と假借せられしは異例に屬す。今方俗には波夫と唱ふるに據り之を想ふに、波牟布はハンブの訛にしてハムブの古音にはあらず 中世には埴生庄と稱し、（東鑑「建長三年、宮内少輔泰氏所領、下總國埴生庄役召離」）遂に郡號を廢し、而も庄域は印西庄の地をも併吞したり。

近古には香取郡埴生庄と云へり、貞享三年、埴生郡を復すと雖、香取郡數郷の地割けて本郡に入り、其古へに比すれば少異あるを免かれざりき 近世檢地、埴生郡高二萬四千石。

埴生を延喜式(民部)拾芥抄等に埴生に作る、蓋中世の俗書にて、埴埴相通用したり、又中世の文書に波布に作れるもあり。

地理志料云、埴生、訓波牟布、村田春海按本、第一作爾、蓋下字、補訓也、今按、駿河埴生郷、註云反布、

實在古[illegible]十二章、[illegible]、闕音波下、與木[illegible]合、永十品、引導名一通、稱名波關、吉河內士等御係合之、今時目度其、歸波宇布之呼、皆取士性也。

埴生西部（ハブ）　中古の私稱なるが、もと埴生西條と云へるに出づるごとし。香取神宮寬元遷宮日錄に「[illegible]一宇、檀那三十石、埴生西內、富谷郷役」中略一宇三間、檀那万十石、埴生西內歸部郷」文永日錄に「樓門一宇、三百石埴生西條役」とも云へり、富谷其地を知らず、猶考ふべし。○國邑志稿云、今の印播郡大森長隆寺、應安年中の鐘銘に「下總國埴生西、大森郷長隆寺」云々、三寶院開基記にも「下總國埴生西、日井領、印西、竹袋郷、稻荷山神宮寺」云々、いづれも埴生西とある、疑ふべし、中古にはそこまで埴生庄の境內に屬されしか。

磯部郷（イソベ）　和名抄、香取郡礒田郷、高山寺本、礒部〔〕本書礒田又礒々は、礒ア、即礒部の誤なること、他にも例證あり。此地は香取郡に存する滑河、西大須賀、名古屋等より埴生郡へ入れる礒部、荒海、幡谷、大室等にあたり、其礒部は即古郷名の本づける所とす。香取郡佐田郷の西南、礒部郷の西、埴生郡山方郷の北にして、長沼の流江に臨みたり。

水懸（ミツカケ）　又水掛に作る、今礒部、幡谷（ハタヤ）、荒海、飯岡等と相合して、久住村と改む。香取郡滑河町の西大須賀の南半里、大室は本村の東一里に在り、共に大須賀氏古文書に見ゆ。

下總國大[illegible]寺惣堂中、同國[illegible]郷內壹町三段、奈士郷內貳町五段、津富郷內貳町壹段、白栗村內貳町二段、久士崎村內五段、背木村內貳段、横山村內壹町、古山村內壹町四段、同[illegible]富村內貳町貳段、一坪田村內壹町貳段、南野村內壹段、矢田山村內貳段、南坂村內三段、小谷堀內七段、[illegible]山村內貳段、六崎村內五段、幸村內壹町六段、大蚊村內五段、柴田村內壹町七段、市場內貳町、[illegible]內壹町三段、遠山方內四段、小崎村內壹町、上村內五段、前木村內七段、上總國大[illegible]郷內山野等文書等、未廿八年正月七日、當寺領注[illegible]、令紛失由申之、且云當知行實否、云土貢分限、云可有仁有無、紛失實否被起請之詞、可被注申、若引違言人、潜不實請之者、可有其咎狀、依仰執達如件、

寬元二年八月廿二日　前備中守

國分寺河守殿

土室（ツチムロ）（大室）　今久住村の大字とす。○地理志料云、大室（オホムロ）圓通寺、寺寶中門及大師所建、後千葉氣修造、土室有氣院、寺田十石、見年社分限帳、有乾元二年鐘、大須賀氏所建云、圓氣院は明德年中僧明道盛哲を開山とし、曹洞派に屬せり、その鐘は乾元二年、二宮社壇にて鑄たるを、永正十四年、[illegible]津宮に寄進し、後本寺に有しと傳れる由、諸書に所見あり、[illegible]津宮は何處にや、土室の轉名か。

成毛（ナルケ）（飯岡）　今久住村の大字とす、千葉成毛八郎の舊邑とす。○氏族志云、大須賀胤信子胤氏、居下總[illegible]、因以為氏、[illegible]、住下總[illegible]、其子[illegible]、[illegible]千葉系圖、大須賀胤信子、範胤、稱成毛八郎、寶治亂（イヒナカ）[illegible]、[illegible]社分限帳、飯岡[illegible]、[illegible]田五石、[illegible]、[illegible]元德元年[illegible]。

荒海（アラミ）（久住）　今礒部、大室、幡谷等と相合せ、久住村と改む。[illegible]より、香取宮に[illegible]、[illegible]路にあたり、[illegible]紀に香取郡荒海[illegible]と云へり、[illegible]古道は山方より荒海[illegible]、香取[illegible]となるならん。今荒海[illegible]にして、久住と呼び、成田と滑河の中間とす。[illegible]、[illegible]、今[illegible]、[illegible]、埴生郡山方[illegible]、一[illegible]、河內部[illegible]、[illegible]、[illegible]之、下總[illegible]、大須賀胤信子[illegible]、稱荒見小四郎。〔境

[illegible]

山方郷（ヤマカタ）　和名抄、埴生郡山方郷、今遠山村等、成田町、[illegible]、及遠山村へ[illegible]ごとし、[illegible]記に「[illegible]十四年、[illegible]下總國埴生郡山方郷[illegible]、其[illegible]地は[illegible]」と見、大[illegible]成田[illegible]にして、[illegible]るべし　中世には遠山方の稱ありて、今の遠山村にして成田の東に居る。

古事記に「やまあがたに蒔ける青菜も」云々、山之縣なるべし、或はガタは上田（アガタ）なりとも說けど、山上田と解くは迂僻に似たり。○後世成田と云ふも、やはり成山田（ナリワダ）に因める命名に因めるなし。

赤荻（アカヲギ）（下金山）　今和泉、新妻、飯田、野毛平、金山等と相合せ、中郷村と改む、久住の南、成田の北とす。和泉有城址、佐倉風土記曰、大須賀知行寺香、[illegible]、因寺記云、大永中、大須賀和泉守[illegible]、寄不動堂十二段[illegible]像、其子[illegible]、天正中亡。○此[illegible]寺文書に、[illegible]山の名見ゆ。

補守實父左近將監遺跡、下金山[illegible]鹿島宮寺、任先例、可令領知、伊藤忠寺領、伊藤北方之事、[illegible]寄進、是又不可有相違之状、如件。

永正六年九月廿八日　（判）

[illegible]左衛門三郎殿

遠山（トホヤマ）（遠山）　今遠山村と云ふ、遠山方の下略にして、中古以降遠山とも云へり。埴生郡の東偏なる[illegible]にして、香取、大蚊、印旛の[illegible]に[illegible]り、方一里許。近世[illegible]を此に開きたり。

下總國遠山方[illegible]、[illegible]長部[illegible]、[illegible]、永代管領不可有[illegible]、[illegible]、[illegible]之以狀、

[illegible]三年八月十日　[illegible]

宗[illegible]上人[illegible]

（河栗）千葉系圖、常胤曾孫行胤、稱遠山形七郎、[illegible]司[illegible]也、香取實元二年文書「遠山方郷、[illegible]十石、布[illegible]段、河栗郷（カハクリ）穀五石、布二段」、貞治三年文書、[illegible]河栗遠山方郷、[illegible]寺文書同、[illegible]、下總國遠山形[illegible]、香取造營記「大[illegible]子社、千葉介[illegible]、以遠山方、葛東[illegible]三十石造進」[illegible]此、御厨[illegible]千葉氏所献、據佐倉[illegible]、有遠山村。

山之作（ヤマノサク）　今遠山村の大字とす、成田の東北半里、河栗は山之作の南一里、根木名川は山之作、河栗と成田町の間を流る。○地理志料云、山作圓融寺、永觀中[illegible]建、多藏古經古佛、有千葉宗胤所寄洪鐘。

（三里塚）取香野（トッカノ）　又駒井野と云ひ、今矢作牧と打混じ、遠山村及び山武郡千代田村の管内なり。江戸幕府の時佐倉七牧の一にして、取香牧と稱し、縦五十町餘、横四五町餘。東北は矢作牧（香取郡）に連なり、[illegible]南は[illegible]に至り、中に法華塚、[illegible]清水、三里塚等の聚落あり。明治維新後、三里塚に[illegible]場を置き、[illegible]の[illegible]を試る、[illegible]より三里、佐倉より三里半、[illegible]料牧場、現今[illegible]積四千三百町、七牧、入皆にわたり、馬牛凡千[illegible]、[illegible]以下數百を飼養す、[illegible]、樹林の[illegible]、[illegible]明治廿三年以來は、[illegible]の法を立つ。

地理志料云、取香牧、[illegible]馬於此、[illegible]、[illegible]抜[illegible]、[illegible]、又去比頁、取香[illegible]（エベス）[illegible]、[illegible]其[illegible]、式[illegible]料二萬束、[illegible]、民[illegible]式、下[illegible]二十[illegible]、[illegible]、[illegible]一升、今[illegible]牛[illegible]者是、[illegible]過此日古[illegible]過平[illegible]、一[illegible]、[illegible]式、分[illegible]牛[illegible]。下總[illegible]云、矢作[illegible]、[illegible]二里[illegible]、牝牡凡五百頭、其[illegible]在取香、[illegible]駒[illegible]、余[illegible]江[illegible]、[illegible]南北[illegible]、[illegible]夏月[illegible]、[illegible]、心[illegible]、[illegible]其[illegible]、[illegible]十里、[illegible]、[illegible]北[illegible]、[illegible]里、設有牢門、謂之木戸、[illegible]内[illegible]、一望可方十里、又[illegible]高[illegible]、方二十里、又南[illegible]、方三十里、[illegible]入野、[illegible]里、以[illegible]數十人[illegible]、日小[illegible]、日取香、日矢作、日[illegible]田、[illegible]司之、[illegible]之日七[illegible]、[illegible]（トロガチダイ）、[illegible]大和田（オホワダ）、[illegible]二百[illegible]、[illegible]也、[illegible]小之、[illegible]門[illegible]、下[illegible]、[illegible]古墳の石槨を發き、人骨並びに二尺八寸の刀を得しことあり。〔歴史地理雜誌〕

成田（ナリタ）　今成田町と云ふ、人口六千、[illegible]、佐倉へ八[illegible]、[illegible]の形勝あ[illegible]市を成せ[illegible]氏に臣屬[illegible]を祭り、[illegible]に起れる[illegible]と云ふ。[illegible]り、[illegible]官亦之を推輓する所ありて、遂に坂東の[illegible]

新勝寺（シンショウジ）　成田町に在り、[illegible]して丘陵に倚り、境域[illegible]と[illegible]、[illegible]の壯[illegible]、[illegible]二と稱せらる、[illegible]の[illegible]に[illegible]、[illegible]六尺、[illegible]寺門[illegible]（今[illegible]）[illegible]、寶永[illegible]寺門[illegible]に[illegible]し、[illegible]江戸[illegible]、本[illegible]り一佐[illegible]、[illegible]より寺田五十石を寄せらる。[illegible]の[illegible]、常法談所に[illegible]、[illegible]せず、近時に至り、[illegible]の[illegible]大本山[illegible]せられたりと。

[illegible]、[illegible]。　　[illegible]陰[illegible]

成田參詣記云、[illegible]、[illegible]天慶九年六月、不動尊公（コウ）[illegible]より入佛なりと也、[illegible]より[illegible]内の地に移りしを[illegible]、寶永二年[illegible]て[illegible]、後[illegible]にして、道俗群集する市の如し、相傳ふ天文中一[illegible]あり、（[illegible]山[illegible]十八[illegible]）[illegible]の[illegible]、[illegible]を呑み、血流れて淋漓たりと夢む、覺めて後智識大に進み、[illegible]、[illegible]名[illegible]、當寺の[illegible]亦大にあらはると、今其[illegible]たる、[illegible]として、[illegible]修法の[illegible]、[illegible]、實に[illegible]比の[illegible]なり、[illegible]に[illegible]し、其[illegible]なること、[illegible]（[illegible]志云、[illegible]長六尺、[illegible]二年、[illegible]に[illegible]して、[illegible]代[illegible]の本尊を奉[illegible]、[illegible]に[illegible]き此地に[illegible]、[illegible]門も[illegible]に代[illegible]し、[illegible]の[illegible]あり、永く此[illegible]、[illegible]山に準[illegible]、[illegible]元[illegible]十三[illegible]大[illegible]〕[illegible]

[illegible]、日本紀等に見え、天元三年、[illegible]
[illegible]、其後六十[illegible]、[illegible]門記の比は二十餘歳にて、必定無名の一頭陀のみ。將門記に「山々[illegible]法、[illegible]方一と[illegible]、[illegible]如き傳なし、又他にもかかる類例なし。但常總軍記、天正十三年[illegible]合戰の[illegible]、[illegible]は道[illegible]主人の[illegible]の如き、[illegible]に[illegible]しを[illegible]、大山寺、[illegible]は、[illegible]、[illegible]日記に云はれしも、[illegible]對比にて、[illegible]は大山寺、[illegible]に[illegible]ふ[illegible]、[illegible]く缺けたり。[illegible]元の古[illegible]あり[illegible]、或は一古跡たるを[illegible]しむるの外、他に寺傳の據るべきなし。

[illegible]寺縁起には「[illegible]、[illegible]に[illegible]、[illegible]改められ、中興[illegible]上人[illegible]落[illegible]なり、[illegible]種々、何の意たるを知らず。

新勝寺の延元の板碑は、今俗楠正成の追福と說かるる者にして、其[illegible]智不可量」と題し、下に細字もて「右志者、爲過去慈父[illegible]と注す、[illegible]、而も[illegible]を得たるは、追福碑の典型たるべし。成田參詣記に「此碑與[illegible]の院の石垣となり、左の方入口にあり、延元元年八月より[illegible]に、五月[illegible]に[illegible]、是利高氏兵庫に[illegible]、[illegible]の比なり、もし兵庫の[illegible]に死せしに[illegible]ざる[illegible]、[illegible]元の年號を用しは、南朝宮軍の人なること疑なし、其[illegible]五年の古碑あり」云々。今按、兵庫合戰は五月廿五日なれば、日數相合はず。又延元の年號は、當時一統の正朔にして、足利高氏が北主を擁立し、建武の[illegible]を復用するは、[illegible]八月十五日の事なり。[illegible]任に[illegible]ば此に延元の[illegible]を用ゐしは、南北の異同に係らず、唯當時の正朔に從へる者のみ、之を以て官賊順逆の標準と爲すべからず。且都部縣[illegible]州、十日にして京師の號令、早く此に遍洽せりとも論じ難し。

寺臺（テラダイ）　今成田町の大字とす。成田[illegible]記云、小野[illegible]、[illegible]中にあり、[illegible]小澤に[illegible]、其先[illegible]

[illegible]の郡内にて、三宮はその郡司の崇め祭りし神ゆゑ、分内の人今に豁しかることと見えたり。地理志料云、郁部村有[illegible]

三宮[illegible]、一名[illegible]、[illegible]

長沼　[illegible]して、南北一里餘東西五町乃至十五町、末は二派と爲り、北へ流れ[illegible]川へ注く、[illegible]川、[illegible]る、長三里。

羽取鄕（ハトリ）　[illegible]、今羽鳥の名のこり、[illegible]に[illegible]

羽鳥（ハトリ）　沼を隔てて埴部鄕に對す。今南北に分れ、[illegible]と改む、[illegible]の北二里[illegible]して、[illegible]今[illegible]の管内なり。[illegible]羽鳥有戎就院廢址、[illegible]、香取造營記、「一鳥居、作料米[illegible]

麻生鄕　[illegible]の誤にして、今の安食町にあたる、大字麻生[illegible]川に關繞せらる。

矢口（ヤコウ）　今麻生、北邊田、須賀、安食、酒直等と共に安食町へ入る。一宮神社あり、利根川に臨みたる丘岬上に在り。

佐倉風土記云、一宮明神、在矢口村、傳言、延長[illegible]年[illegible]祀、爲[illegible]七村鎮守神。

安食（アジキ）　今安食町と改む、入口五千、矢口、麻生、酒直等を合せたるなり。利根川の支江に臨み、印旛沼の落江（長戸川、又之に會湊し、一水驛とす。近年成田と常磐線我孫子とを連絡する鐵道、之を[illegible]、停車場あり、成田へ六哩、我孫子へ十五哩。

佐倉風土記云、[illegible]社司、[illegible]、正安二年七月、埴生郡安食郷[illegible]、[illegible]神也、天永二年夏[illegible]、同三年[illegible]、仁平元年[illegible]民亂、凡三年[illegible]、於是[illegible]社[illegible]、[illegible]、大[illegible]、[illegible]也、[illegible]、於食[illegible]也、請改[illegible]、[illegible]、[illegible]。

安食郷、舊名川崎郷。○今按、安食の名は得安於[illegible]と云ふは、信け難し、されど古姓に阿直岐あり、又[illegible]國[illegible]の[illegible]名あり、[illegible]。

長戸川（ナガト）　又長門口、或は背臨川（シャクゲン）と云ふ、印旛沼の下流にして、屈折一里餘、安食町の西に至り、利根川の支江に會ふ、（利根川は本下の東方にて南流し、[illegible]きて流る、安食を通過するは其[illegible]にして、[illegible]の北なる[illegible]岸に於て北溪と相合す）長門口は利根川の洪水時に（[illegible]路川）と稱せらるゝ者にして、利根川洪溢の時、逆流して濁水を印旛沼に導引す、[illegible]五年、印旛沼上の[illegible]は、長門口を締め切り、[illegible]閘門を設置して、利根河水の逆流を防ぎたりしが、幾もなく工役中止し、閘門も洪水の[illegible]に遇ひ、[illegible]壞したりといふ。

龍角寺（リウカク）　安食町の東一里、酒直と麻生の間に在り、天台宗に屬し、本尊藥師佛を奉し、山號を[illegible]と云ふ。佐倉風土記云、傳、和銅二年、[illegible]化現、本金像藥師如來、建寺、天平十二年、[illegible]命上人[illegible]、三年天下旱[illegible]、[illegible]、何[illegible]一[illegible]、一[illegible]進[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]也、[illegible]、[illegible]、[illegible]七日、果有[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]閣、於是改[illegible]角、[illegible]寺、其[illegible]、[illegible]也、天[illegible]年、[illegible]、[illegible]一[illegible]、[illegible]、[illegible]也、[illegible]、[illegible]之後、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、今其存[illegible]、[illegible]、[illegible]、天正八年、又[illegible]、[illegible]重[illegible]。

玉作鄕（タマツクリ）　和名抄、埴生郡玉作郷。○今八生（ヤブ）村なるべし、麻生、[illegible]、[illegible]、八代[illegible]、[illegible]二[illegible]に、[illegible]、[illegible]か、[illegible]、今[illegible]。

松崎（マツザキ）　今八生村、[illegible]、山口、[illegible]、押[illegible]と[illegible]、八生村と改め、安食の南にして印旛沼に[illegible]、[illegible]は成田に[illegible]、[illegible]今[illegible]、松崎村に一宮[illegible]、[illegible]、下[illegible]、大竹、寶田五村、[illegible]

（大竹）　之、[illegible]、[illegible]、[illegible]在大竹、[illegible]也、大竹[illegible]、[illegible]永七年[illegible]、寶田村[illegible]二年[illegible]、上[illegible]田村[illegible]有[illegible]、[illegible]之[illegible]。

山口（ヤマグチ）　今八生村の大字とす、[illegible]の[illegible]に[illegible]、[illegible]、[illegible]二年、下[illegible]山口[illegible]と云へは此なり。

八代鄕（ヤシロ）　和抄名、印旛郡八代郷。○今公津村是也、大字八代（ヤツシロ）存す、船形[illegible]、[illegible]長[illegible]年[illegible]銘に、印東庄八代郷、船形村[illegible]寺云々と刻せり

公津（コウヅ）　今村名に呼ぶ、元は郷名にて、印旛沼東岸の諸村を總べ、埴生庄と相隣れる者たり。一説、神津の義にて麻賀多神社の[illegible]に出づと。千葉[illegible]に公津久[illegible]あり。

[illegible]云、千葉[illegible]の[illegible]、[illegible]に[illegible]、[illegible]中に[illegible]の[illegible]、累代の[illegible]として、[illegible]一[illegible]なり、然るに新介利[illegible]、弘治三年卒去、男子二人、長男[illegible]は仁慈の生得と云へとも[illegible]なかりし故、家臣背[illegible]、公津の城へ移す。

船形（フナカタ）　今公津村へ入る、八代の西にして、須賀山と相並び、船形山あり、村名之に因る。

成田參詣記云、[illegible]寺、船方村にあり、開基詳ならず、[illegible]に旗幟多置と云ふ、古き[illegible]を[illegible]す、古色掬すべし、また[illegible]應長元年[illegible]あり、此寺もとは麻賀多神社の別當にて、[illegible]本地佛と見えたり、[illegible]たる稲穂の別當も是なるべし、今も北須賀、船方二箇村の祈願所にて、二百年前[illegible]、[illegible]は大佐倉の八幡別當を稲[illegible]なりと云、印波國造の祖、伊都許利命の墓は、船方村手黒山の傍に在り、周圍六十間高二丈、小山の如し、塚上に小祠あり、金毘羅を祭れり、南の方に少しあばきし所あり、石窟の小口見ゆ、元文中に碑を立て、又鉛塚あり、船方塚の背にて、此村の名の起る所なり、是亦國造の墓なるべし、塚上に小祠あり、稲荷を祭れり。）佐倉風土記云、船方村内津神社、在千座（チクラ）山、[illegible]山可十二町、[illegible]社三[illegible]、日賀志波比賣神社、日阿須波神社、日八代稲荷神社。

北須賀（キタスカ）　今公津村の大字とす、（須賀山あり）利根川[illegible]云、[illegible]山[illegible]社は北須賀村[illegible]とい[illegible]所にあり、牛頭天王を祭る、[illegible]一の塔と云ふ、ヤツヤリ[illegible]にて捕る、（ヤツヤリは谷を[illegible]切と云ふ義なり）此[illegible]沼に[illegible]多し、水鳥はマコモの實を好て食る者也、マコモの實は麥の如き

物にして、人も是な食す。

臺方（ダイカタ）　臺方、下方なと今公津の故地と云へり、[illegible]臺方の南なり。臺方の手黒山は稷山（クハヤマ）（栗山）とも呼ばれ、麻賀多神社あり。[illegible]利根川圖志云、麻賀多大明神は公津村稷山の上に在り、里人テクロの明神といふ、公津も古へは神津と書せしならん、臺方の鳥居河岸の湖水の中に、今も鳥居を建て、公津の渡口といひ、[illegible]岸は吉高郷花島山なり

麻賀多神社（マカタ）　今公津村臺方の栗山に在り、手黒明神と稱せらる、延喜式、印旛郡麻賀多神社蓋是なり、佐倉風土記云、麻賀多神社、在公津村、稷山、[illegible]天皇[illegible]、印波國造伊都許利命、[illegible]、攝社三十八[illegible]、今存[illegible]、曰印波國造社、曰[illegible]、曰馬来田部女社、曰猿田彦社、曰天日津久社、[illegible]太田氏、[illegible]治、永正[illegible]宮崎氏又、其[illegible]

麻賀多の[illegible]社阿須波神は、[illegible]下[illegible]山に在り、其舊の名[illegible]につき、古人[illegible]あり、[illegible]成田參詣記云、[illegible]、上總國防人の歌に、阿須波の[illegible]あり、今下[illegible]麻賀多神社の末社に此神社あり、

にはなかの阿須波の神に小[illegible]吾は[illegible]はむかへりくまでに

書紀通證云、鹿島木[illegible]曰、阿須波大明神、在下總香取郡、[illegible]阿須波神也、[illegible]此神而禱之、今俗首途曰鹿島立、此縁也。○成田參詣記又云、凡て何處にまれ、人の足踏立る地を足場（アスバ）と云、此神は人の物へ行とても、萬の事業をなすとても、足踏立る地を守る神なるが故に、[illegible]に祭りしにや、[illegible]中に、上總國に阿須波と申神おはすと云ふは[illegible]、又阿須波[illegible]の地名とする説もあるし、此[illegible]に[illegible]中之[illegible]を以て、[illegible]民家の[illegible]に[illegible]とし[illegible]に此阿須波神をも祭りしこと知るべし、上總とするは、防人の歌によりしごとく見ゆ、江都名所圖會に、海神村の龍王のごとくするは、あたらぬしひことなり。

（麻賀多神社）

迎林寺（テウリン）　今[illegible]麻賀多[illegible]の南に在り、佐倉風土記云、[illegible]、[illegible]曰「[illegible]、當[illegible]八[illegible]、手[illegible]觀[illegible]二年辛卯[illegible]、四月日」其石今在迎林寺庭際[illegible]、[illegible]公津[illegible]迎林寺、[illegible]、[illegible]云「[illegible]二年正月一日[illegible]太守[illegible]、[illegible]田[illegible]之[illegible]、[illegible]有功、[illegible]太守[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]所[illegible]、[illegible]、[illegible]

東勝寺（トウシヤウ）　今公津村下方に在り、成田驛の西南、[illegible]の北二十四町許、[illegible]中に故あり[illegible]、宗吾の[illegible]あり、後人其死を[illegible]、或は其[illegible]を[illegible]する者ありて、[illegible]に[illegible]すれど、[illegible]す。[illegible]寺[illegible]宗吾の[illegible]堂を建てければ、俗に[illegible]と[illegible]し、遠近[illegible]

利根川圖志云、[illegible]宗吾の[illegible]、[illegible]、[illegible]吉[illegible]に「[illegible]」、[illegible]、[illegible]八月四日」とあり、[illegible]の[illegible]、[illegible]二[illegible]の[illegible]十[illegible]、追々に[illegible]をなひてあり

木内宗吾、公津村人也、當永中、以田賦事、[illegible]訴狀、驚大猷、事允、然以大不敬、承應二年八月、其[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]在臺方上、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]八月[illegible]、[illegible]、今[illegible]、

[illegible]、[illegible]、[illegible]日[illegible]、

憐他赤族爲人謀、　　　　栗　陰

（下方）

江弊須（エベス）　今公津村の大字に[illegible]、[illegible]方の[illegible]に在り、[illegible]氏、これは古へ[illegible]の安置せられし地なり、されば、[illegible]の名の遺れるならんと曰はれたり、[illegible]な[illegible]すべし。

印旛沼（インバ）　[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]六代[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]（[illegible]志料）

酒々井（シスヰ）　今[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]せ、人口四千五百。佐倉の東に[illegible]、[illegible]を經由す。

中川（ナカガハ）　今[illegible]、[illegible]、[illegible]の[illegible]なり

岩橋（イハハシ）　今[illegible]、[illegible]

伊篠（イシノ）　今[illegible]中[illegible]、[illegible]、[illegible]中なり。

[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]件。

[illegible]四年十一月九日[illegible]

粟飯原[illegible]後入道殿

常[illegible]（判、[illegible]）

本佐倉（モトサクラ） 今酒々井町の管内なれど、其西にして、佐倉市街の東に連接す。是れ慶長以前に於て、専ら佐倉と稱せる故村なるが、[illegible]以後、佐倉の名は西に移り、此地は更に本佐倉と名づけられて、[illegible]に分つ。

将門山（マサカド） 今酒々井町の西、本佐倉の北なる一丘にして、根古屋山と云ふ、一書に[illegible]、古典に[illegible]とあ
る[illegible]に出で[illegible]（[illegible]云々）[illegible]の遺[illegible]
田[illegible]記云、本佐倉城跡、[illegible]
門は今神明社の[illegible]所なり、長禄中、馬加康胤の子輔
胤、千葉より此に移りしより、九代重胤に至り、天正十
八年七月、小田原と共に城陥り、八月久野三郎左衛門尉
宗能、此地に封ぜらる、慶長年中、民部少輔宗秀、[illegible]
久野へ所替して、廢城となる、此将門山の地は、承平の
昔平将門の據せし址なり、普通[illegible]今昔物語、[illegible]
事佐倉太郎とあり、輔胤其故址によりしならん[illegible]按、
佐倉風土記に「徳川公廢将門山城、文禄元年、封武田信
吉于此、建館於本佐倉大堀、居之」また「慶長十六年、
鹿島山興功、七年而成矣」とあれど、大堀と云ふは清光
寺に接する別當にして、城塁と稱し[illegible]、又、久能宗能
天正十八年入部、其子宗秀文禄元年[illegible]へ轉し、武田萬
千代信吉（家康の五男）佐倉四萬石を賜はり、慶長七年に
至り、常州水戸城へ移る、松平[illegible]忠輝（家康の七男）代
りて佐倉に入部せしも、一年にして信越に轉封せられ、
佐倉城廢す、[illegible]

天正十八年、[illegible]大閤[illegible]小田原[illegible]
東照公遣使者[illegible]、七月十一日、使者[illegible]城、
二[illegible]房常之地、屬小田原者、[illegible]四十八城皆降、[illegible]
[illegible]力士人、相共[illegible]西兵[illegible]、不與[illegible]人戰者、
西兵[illegible]東[illegible]、卓立将門山上[illegible]、四十八城降[illegible]日、
也無一箇是男兒、　　栄　陰

将門神社は将門山の西側に在り、其西[illegible]将門町と云ひ
今佐倉[illegible]管内[illegible]、[illegible]按佐倉風土記云、将門[illegible]、在
将門山者、[illegible]
于此、[illegible]
云、将門[illegible]
[illegible]
倉城主、從五位下堀田上野介紀朝臣正信」（左柱）或謂、
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
る、[illegible]
蓋此地将門の叛亂の時、其軍に與せし佐倉太郎の遺蹟な
るを以、将門の[illegible]
するも、[illegible]は當に佐倉神社と云ふべし、[illegible]
[illegible]将門山と合する[illegible]
[illegible]

清光寺（セイクワウジ） [illegible]

大佐倉（オホサクラ） 今内郷村の管内なれど、将門山の北[illegible]、印旛湖に臨める丘上に居る。
大佐倉八幡宮は舊社領二十石、別當を寶樹院といへり、[illegible]
[illegible]
ふ、而も縁起詳ならず。

飯野（イヒノ）（浮土） 今飯田、下根、土浮、[illegible]等と[illegible]合し、内[illegible]
[illegible]
まで一里半）

鳴矢郷（ナルヤ） [illegible]本[illegible]、鳴矢[illegible]に其地を詳にせず、一
[illegible]カブラヤと訓み
[illegible]
[illegible]鹿島[illegible]といへり

鏑木（カブラギ） 今佐倉町の管内にして、鹿島[illegible]南方を云ふ[illegible]
[illegible]古の[illegible]、[illegible]将門山に至る
まで、[illegible]、慶長、[illegible]長築城
に當り[illegible]、佐倉城及び[illegible]と云ふ
[illegible]中に在る
も、[illegible]
村たりしを徴證すべし。
[illegible]

故有此名、兵部省式、下總國年進征箭五十具、豈此地所出歟、千葉[illegible]、[illegible]先年青木、[illegible]矢[illegible]
[illegible]り、古[illegible]す、日く、
[illegible]
右[illegible]者、[illegible]、[illegible]心中所[illegible]、眞實[illegible]故、奉[illegible]之状、如件、
延文五年卯月中八日　宮内大輔光胤　判

大蛇（オホヂャ）　今佐倉町の大字とす、[illegible]にて、佐倉本町に接[illegible]佐倉風土記云、大蛇[illegible]寺、[illegible]「天文十四[illegible]巳、[illegible]」[illegible]あり、之に刻して「天文十六年、大相那[illegible]胤富」按、胤富は千葉十八代にして、邦胤の父也、胤安は其長臣なり、[illegible]あり、春時花開き、[illegible]、[illegible]す、質に壯麗たり、而も色淡[illegible]、[illegible]、故在色[illegible]と曰ふ、又五種櫻と曰ふ、[illegible]の色[illegible]ならざるを謂ふ。

佐倉（サクラ）　今佐倉町、人口八千、鏑木、大蛇等を合す、鐵道停車場は根郷村六崎（ムツザキ）に屬す、即市街の南に在り、千葉へ十哩、東京[illegible]三十一哩、印旛郡衙あり。
佐倉は慶長の末年に、其城市を開く、[illegible]の[illegible]、而も[illegible]佐倉[illegible]、[illegible]市を[illegible]、城は西方に在りて、[illegible]、[illegible]北方、人八[illegible]に向き、[illegible]十町[illegible]
佐倉の名産は炭蒟蒻と云ふこと、近世の[illegible]、其の事は[illegible]の條に[illegible]。

佐倉城（サクラ）　佐倉町の西にして鹿島臺（カシマダイ）と稱す。島狀の丘陵にして、[illegible]、[illegible]、南等と田[illegible]、西南に鹿島川、[illegible]、[illegible]、南北の二郡に區分せられ、大約長徑十町、[illegible]、今[illegible]、[illegible]八[illegible]、[illegible]十六年、[illegible]、邦胤の息男千[illegible]、[illegible]、此[illegible]年の城主[illegible]佐倉[illegible]三[illegible]、[illegible]小田原[illegible]、[illegible]、[illegible]にて在る、[illegible]と云ひ、[illegible]に[illegible]して、移さ[illegible]たり[illegible]、佐倉[illegible]山に在り、此地を昔は鹿島臺と云へること、[illegible]寺永享八年の佛像銘に見えたり。〔舊本佐倉風土記云、城在印旛郡之中、而臨西、昔日鹿島山、其[illegible]、[illegible]、開要[illegible]、[illegible]、[illegible]西、[illegible]、[illegible]連貫相離、[illegible]、[illegible]、代々居千葉[illegible]、[illegible]移城于佐倉[illegible]、其後見富相鹿島山之要阨、遂邦胤移居于此、[illegible]、邦胤卒、其子重胤幼沖、天正十八年、與北條氏共、敗于小田原城、(古事)東照公賞鹿島山之形勝、遂命土井利勝築之、慶長十六年奏功、七年而成矣、名佐倉城〕　佐倉城、[illegible]八年以前に謂ふ所の地は、本佐倉の根古屋を指す、八年以後、佐倉城も荒廢中絶し、慶長十五年に至り、土井大炊頭利勝の食邑と爲り、鹿島臺を地に選し、元和に至りて成る、今の城郭是なり、[illegible]、[illegible]、寛永十年石川主殿頭[illegible]、同十二年松平紀伊守家信、同十九年堀田加賀守正盛、子上野介正信に[illegible]、[illegible]元年[illegible]、[illegible]六年大久保加賀守忠朝、貞享二年戸田山城守忠昌、元祿十四年稻葉丹後守正通、[illegible]保八年[illegible]、[illegible]田相模守正亮[illegible]の弟正俊の後[illegible]十[illegible]、[illegible]して明治四年に至れり。

六崎（ムツザキ）　今寺崎、太田、篠塚、鷺門（サクト）、城村、石川等と相合して、根郷（ネゴウ）村と改む。佐倉の南、鹿島川の低谷た[illegible]て[illegible]、佐倉[illegible]に在り。
千葉系圖に、胤正の子胤朝を六崎氏の祖と爲す、六崎の南[illegible]
[illegible]
三尺三寸、在[illegible]、[illegible]、[illegible]、住持小比丘瞻阿、一聽[illegible]、[illegible]、[illegible]、得見當提、
建治四年大歳戊寅[illegible]
小勸[illegible]處[illegible]、[illegible]大中臣[illegible]

鷺門（サクト）　今根郷村の大字とす、[illegible]、千葉より印旛に至る古驛路は、[illegible]、[illegible]、一は[illegible]、[illegible]に向ひ、一は長熊、本佐倉に向ふ、前者は元和以後の開道に係るも、後者は寧ろ香取[illegible]の古驛路とす、謂はゆる印播郡[illegible]も、此間に在りしなら[illegible]、又此鷺門の名義を考ふに、驛家の遺跡かと疑はるれど、地形南に[illegible]、中央四通の邑に非ず

鳥取（トトリ）　古驛名なるが、今詳ならず。桓武紀、延暦二十四年[illegible]下總國印播[illegible]、[illegible]也とありて、[illegible]郡山方も[illegible]、[illegible]、[illegible]香取[illegible]に向ふ[illegible]、[illegible]、[illegible]と想像せらる、[illegible]、[illegible]を[illegible]、[illegible]らず

長隈郷（ナガクマ）　和名抄、印播郡[illegible]、今六崎の[illegible]、佐倉の東南に長熊あり、和田村の大字とす。
さ[illegible]印[illegible]の[illegible]して、[illegible]、[illegible][illegible]、[illegible]にあたる[illegible]

勝田（カツタ）　今和田村と改む。八雲御抄に、[illegible]間田池と云ふ名所

を下總國とす、其他の[illegible]田郡は[illegible]田の中[illegible]なれば、此なる[illegible]田も古は[illegible]田といへるにや、[illegible]田の北に[illegible]馬橋は、今酒々井町の管內とす。

餘戶鄉（アマベ） 和名抄、印旛郡餘戶鄉。○今和田村に大字天邊あり、これ長[illegible]郷の西南にして、千葉郡[illegible]部[illegible]の東に接す、根[illegible]村も當然本郷の域內なり。

天邊（アマベ）（直彌） 今勝田、長熊等と相合し、和田村と改む。佐倉の東南一里、相接して宮本、直彌、米戶等の大字あり、其東は小間子原に至る。

七榮（ナナエイ）（內野） 近世佐倉七牧の一にして、古は內野牧と云ふ、酒々井の東、立澤の北、縱五十町、横三十町を舊面積とす。明治維新の後、農民を移して開田を為さしめ、七榮村を建て、又[illegible]穴の一區を遺して、種畜場を置く。東は三里塚へ一里、西は酒々井へ二里、南は八街へ二里半。

根木名（チギナ） 今高野、內野の四邊の諸村と相合せ、富里村と云ふ。根木名は舊內野牧と、取香牧の間に在りて、二牧の野水は一溝と為り、根木名川と稱へ、成田の方へ流れて長沼へ入る。

立澤（タツザハ）（中澤） 今富里村の大字とす、七榮原の南にして、高野牧の西なり。千葉系圖に、胤正の子四郎胤廣、其子を立澤四郎太郎胤義といひ、其家より三谷氏、平田氏、中澤氏出づ。中澤と云ふも、立澤に隣りて、大字の名にのこる。立澤川は高野牧の邊に發源して西に流れ、[illegible]、小間子牧の方より出づる者を合せて、六崎に至り、鹿島川と為る。

高野（タカノ）（十倉） 今富里村へ入る、其高野牧は舊六十五町、橫四十町餘、內野の東南、[illegible]澤の東北にして、武射郡界に在り。明治維新の初め、牧野の中を開發して、十倉村を置き、又[illegible]種畜場を起して、牧養を再營す、現に宮內省御料に供せられ、[illegible]馬寮の管轄とす。

（兩國） 佐倉風土記云、凡駒、野駒爲良、家駒次之、其野駒在[illegible]、風牧十所[illegible]、官蓄其牝牡而息之焉、皆有[illegible]、凡[illegible]之六日、[illegible]東[illegible]之、其[illegible]之[illegible]謂之[illegible]、[illegible]七[illegible]、日內野、日高野、日柳澤、日取香、日小間子、日矢作、日[illegible]也、牧土[illegible]十八、[illegible]皆村々。○下總[illegible]志云、內野牧、縱橫二里許、[illegible]牝[illegible]三百頭、其捕駒之地則在[illegible]上、高野牧、縱橫三里許、牝牡凡六百頭、柳澤牧、縱橫二里許、二總相[illegible]、牝牡凡一千頭、其捕駒之地則在用草、取香牧、縱橫二里許、二[illegible]相錯、牝牡凡三百頭、其捕駒之地則在上總武射郡[illegible]山、小間子牧、縱橫四里許、牝牡凡一千頭、其捕駒之地則在上總武射郡極樂寺。

八街（ヤチマタ）（小間子）（柳澤） 今八街村と云ひ、武射、山邊（上總）の郡界に迫り、高野、立澤の南に連なる、舊小間子、柳澤二牧の地にして、其廣大なる、七牧第一に推されたり。明治二年原中の[illegible]、[illegible]にして、八街村を置く、佐倉の東南三里、岩富の東二里、佐倉より成東銚子に通ずる[illegible]之を[illegible]ず。（佐倉、[illegible]、[illegible]、[illegible]七里）[illegible]佐倉風土記云、凡[illegible]之[illegible]、[illegible]千[illegible]上[illegible]、[illegible]射[illegible]、[illegible]、其[illegible]、[illegible]日小[illegible]子[illegible]牧於此、[illegible]田[illegible]、又置[illegible]、其[illegible]（[illegible]七十[illegible]、[illegible]四十[illegible]）[illegible]、（[illegible]七十町餘）[illegible]、[illegible]四十町餘）[illegible]在[illegible]、其[illegible]、（[illegible]五十[illegible]）[illegible]在[illegible]、[illegible]日[illegible]（[illegible]七十町餘）[illegible]下[illegible]、[illegible]六日矢作牧（[illegible]五十町[illegible]）[illegible]、[illegible]、其[illegible]六[illegible]、[illegible]、[illegible]一[illegible]、外有一[illegible]日[illegible]、[illegible]、[illegible]十[illegible]、[illegible]、[illegible]之[illegible]佐倉七牧、明治[illegible]、[illegible]、於此七牧、八街、十倉、十餘[illegible]、[illegible]、明治八年[illegible]月、[illegible]一[illegible]於內野、[illegible]、[illegible]作[illegible]管地、爲綿羊牛馬豚畜養場、設置管廨於兩國、別爲種畜牧羊之二場、專[illegible]宮內種畜、改良、作試用牧畜之農器具、於開墾事業、又分[illegible]內[illegible]七[illegible]、[illegible]改三里塚、兩國、[illegible]之頭、[illegible]穴、[illegible]之頭[illegible]、是稱農商務省下總種畜場、其[illegible]、[illegible]興數百年于此、明治十五年五月、[illegible]上幸於八街野、[illegible]開近[illegible]兵隊之[illegible]也

岩富（イハトミ）（彌富） 今彌富村と復號す、八街村の西にして、佐倉の南二里、[illegible]井川の東に在り。岩富は村分、町分の二區に分れ、其の町分には城寨の遺蹟あり、又中古以來塩古鄉と稱すれど、和名抄の[illegible]郷を知らず。○岩富の東南に大谷流、小谷流、吉倉、砂村、稲葉等の小部落あり、今川上村と合稱す、八街原、千葉寺及び山邊郡（上總）の境に續けり。

地理志料云、岩富[illegible]、千[illegible]胤葉、[illegible]十世、[illegible]、[illegible]中、時北條氏[illegible]于此、亡何[illegible]除城塁、有長福寺[illegible]道、北條氏[illegible]、[illegible]、日本外史作岩留、[illegible]岩調相通、今[illegible]寺、有其[illegible]葉、[illegible]其文書及遺物。

谷流（ヤル） 今砂村、吉倉、[illegible]、根古谷等と相合せ、川上村と改む。○根古谷城、[illegible]城寺氏居此、後更[illegible]原氏居、天正十八年[illegible]、[illegible]城寺氏[illegible]、在[illegible]葉村。（地理志料）

遠山 今の[illegible]富村の[illegible]を古[illegible]郷といへり。地理志料云、香取郡[illegible]寺、[illegible]大般若經[illegible]、[illegible]云「下總國印[illegible]莊、[illegible]古六所[illegible]寶殿、貞治二年癸卯、六月日」同[illegible]、天文[illegible]、[illegible]、[illegible]部[illegible]古、[illegible]九年紀、其[illegible]、[illegible]、印旛郡印[illegible]邑、[illegible]此地[illegible]山梨、[illegible]、[illegible]古[illegible]邑[illegible]。

山梨鄉（ヤマナシ） 和名抄、千葉郡山梨[illegible]。今印旛郡へ入り、[illegible]村にあたる、即山梨の大字存す、岩富の東一里、佐倉の南西二里）。地理志料云、[illegible]「[illegible]、山梨也、和名[illegible]茶之」[illegible]見

甲[illegible]山[illegible]、[illegible]本紀[illegible]日[illegible]十世孫、日物部[illegible]印葉連公、其姊日物部山無媛、」媛孟生於遠江山名郡、州有[illegible]、[illegible]也、下[illegible]、由[illegible]力[illegible]、[illegible]方、用[illegible]、[illegible]山梨。

馬渡

今山[illegible]、[illegible]戸、[illegible]間、吉[illegible]合[illegible]、[illegible]村と改む。千葉より佐倉に往來する大路之を貫き、馬渡を[illegible]て[illegible]、[illegible]佐倉[illegible]一里半、千葉[illegible]里半[illegible]馬渡と[illegible]門の間なる水流は、即物井川にして、千葉野、并びに小間子[illegible]等に[illegible]

物部鄕

和名抄、千葉郡物部鄕。○今印旛郡へ入り、千代田村[illegible]なり、大字物井と云ふは、物部の訛言に出づ。由[illegible]の西北に[illegible]り、[illegible]戸[illegible](印旛[illegible])の四、日理[illegible](印旛[illegible])の[illegible]。

物部は著名なる古[illegible]にして、印波國造も物部姓なれば、此[illegible]名[illegible]あらず、由[illegible]鄕、及[illegible]古[illegible]に[illegible]し。

(非物)

畔田

今[illegible]、羽[illegible]、[illegible]山[illegible]と相合せて千代田村と云ふ、[illegible]道[illegible]車[illegible]あり、[illegible]に四街道と呼ぶ、千葉佐倉の中間にして、下志[illegible]陸軍射的場の南[illegible]にあたる。又千葉[illegible]の六方野練兵場も、四街道の西半里[illegible]とす。

(四街道)

生谷

今畔田に併せられ、千代田村の大字とす。○地理志料云、生谷[illegible]、永[illegible]七年三月、上杉輝虎大舉、將攻臼井、道由于此、不克引[illegible]、田[illegible]間古墳相望、呼曰三十塚、當時[illegible]戰之[illegible]、[illegible]

鹿島川

佐倉[illegible]臺の下に[illegible]合する[illegible]にして、北に[illegible]き、印旛[illegible]へ入る、其間一里許の流[illegible]を、[illegible]川口とも稱す。

鹿島川は一支[illegible]に[illegible]、一は内野、高野に發する[illegible]川にして、西流し來り、柳澤牧の[illegible]田川、高崎川を合せて、六[illegible]、[illegible]の間を[illegible]て、[illegible]の下に至る[illegible]一は千葉郡に[illegible]する千葉[illegible]に[illegible]して北[illegible]、岩富、馬[illegible]を過ぎ、[illegible]名あり[illegible]、[illegible]合の[illegible]、[illegible]て佐倉[illegible]の[illegible]す。

日理鄕

和名抄、[illegible]日理[illegible]。今臼井町なるべしと云へ[illegible]、[illegible]西にして、[illegible]、及[illegible]鹿島[illegible]に[illegible]へり、[illegible]る。

地[illegible]料云、日[illegible]、今[illegible]、又按、日[illegible]、[illegible]千葉[illegible]、[illegible]部、[illegible]。

臼井

今臼井町、人口四千、江[illegible]、角來[illegible]合せたり[illegible]佐倉の西一里半、其内[illegible]と鹿島[illegible]に鹿島川の橋梁あり。

地理志料云、印旛郡、[illegible]臼井[illegible]、散見古書、[illegible]臼井[illegible]、見[illegible]、[illegible]鏡[illegible]、按千葉[illegible]、城[illegible]

角來

今臼井町の管内なれど、[illegible]一里、[illegible]倉鹿島山と相對す、[illegible]の南に出で[illegible]名[illegible]、鹿島川は印旛の大湖の一支灣にして、水脉屈折して、丘陵の間に在り。

江原

今臼井町の管内にて、角來の西に接す。○日本教育史資料云、佐倉藩[illegible]田家の家中に[illegible]て、[illegible]の由來を[illegible]るに、[illegible]保九年、[illegible]仰付られ、江戸箕作氏に入門、又長崎へ修行仰付らる、[illegible]にも[illegible]、天保十四年、[illegible]間にて、[illegible]長[illegible]の時、[illegible]す、[illegible]に[illegible]名[illegible]になり、[illegible]、江戸[illegible]方よりも[illegible]る、[illegible]

[illegible]寺あり、[illegible]寺領二[illegible]

臼井城

[illegible]

[illegible]管領定正に楯をつき、近隣を掠め邊境をおびやかすと聞[illegible]に向ひ城をかまへ、はかりをめぐらし、貫のぼり火な[illegible]

(非薄)

[illegible]

三家老となる、中にも頗は小金の高城氏[illegible]、土氣の酒井伯耆守胤治、東金の酒井左衞門佐[illegible]を手に屬けたり、此故關東にて、下の上に有る譬に「千葉は千騎、原は萬騎の大將」とも「千葉に原、原に高城、兩酒井」とも、里俗の常談なりしとぞ、天正十八年、小田原陣の時、千葉家も没落せしに、原式部少輔が第、主水佐胤若なりしを、江戸御旗本に召出されしが、天主教の宗門を信仰するに依て、慶長十九年の秋、切腹に處せられ、其家斷絶。

先崎（マツサキ） 今青菅（アヲスゲ）、小竹（コダケ）と共に志津村へ入れど、其地は臼井町の西北に在りて、湖岸に居る。[illegible]云、先崎村鷲神社、別當正覺寺、眞言宗、社領五石、天正十九年十一月附印書。

村神郷（ムラカミ） 和名抄、印旛郡村神郷。今臼井町、志津村にあたるごとし、昔臼井の西とす。[illegible]の大字村上は即村神の遺蹤とす。臼井、[illegible]、高野、保品、神野などと相倚れり。神野は湖西の船尾と相對し、共に印旛湖の西隈にあたり。

（上村）（野神）

米本（ヨナモト）城跡は佐倉風土記「村上氏所據之、天文元年三月、城主民部大輔胤清自殺、而城廢焉」とも米本の長崎寺にあり。（地理志料云、村上村有[illegible]、皆是未詳、因謂、萬葉集有村山、村島、村[illegible]、村君、皆有村字祥之義、村神即祥神、取之七百餘[illegible]、又村上有[illegible]寺、寺記云「保元中、[illegible]、又[illegible]五年、[illegible]、下野國香取寺、及著開集所長、[illegible]

（本米）

志津（シヅ） 今井野、上志津、下志津、小竹等を合せ[illegible]志津といふ。（下志津は千代田村へ入る） 臼井の西南にして、船橋驛に達する野徑之を貫き、井野を小驛とす。下志津大砲射的場は、志津村の南にして、四街道の北なり、埒の長さ一里許。[illegible]總葉概録、佐倉風土記等に、臼井氏の一族志津氏あり、志津[illegible]の事、臼井岩戸の條下に見ゆ。○地理志料云、井野千手院、[illegible]在臼井[illegible]、臼井[illegible]寺、[illegible]中、千葉[illegible]此、改今名、[illegible]

（野井）

下市場（シモイチバ） 村、在大般若寺[illegible]、其文書存。今[illegible]村の大字とす、井野の西にして、千葉郡[illegible]加田村と[illegible]、其[illegible]は元より野水なるを享保中、印旛湖を海灣に通ぜしむる計按を立て、神野、平戸[illegible]下市場、[illegible]田までは、[illegible]を通り、更に[illegible]に向ひ丘陵を[illegible]して、[illegible]に至るを期せり。而も土功成らず、安永、天保前後、[illegible]の役を累ねしも、皆中途にして功を廢したり。

印旛沼（インバ） 印旛郡の大湖にして、沿岸の低地は皆[illegible]に[illegible]き、今其水面は二方里に滿たずと雖、形狀は[illegible]して、[illegible]字を爲し、首尾の長さ七里に及び、湖水は東北了字の首より決潰して、長門川と爲り、一里にして利根川に通へり。此沼は平常に於て水深三尺を踰ゆる所なく、[illegible]、海面より高きこと約一丈五尺。

佐倉風土記云、[illegible]、印旛沼、首尾四十餘里（今按六町一里之数）有[illegible]之[illegible]、多魚蝦之利、南下引[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、

有[illegible]風日、

しもつさの伊婆（イバ）の浦波たつらしも舟人さわぎからろお[illegible]となり、[illegible]

[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、一自戸神、佐山之間、一自神野、平戸之間、流會于船尾、[illegible]

（伊婆浦）

溜入于此湾耳、江之[illegible]、不[illegible]于平看、[illegible]也、宜于登[illegible]、其[illegible]者、平賀[illegible]、[illegible]之、瓦環江村、有岸日印東、[illegible]起於乾[illegible]于[illegible]、以終于巽、左岸日印西、[illegible]起[illegible]印東者焉、[illegible]、印西吉高村、東可二里、[illegible]中有二穴、一北一南、相違四五十步、徑各可五十丈、水色深[illegible]、[illegible]不可測、[illegible]甚急、[illegible]過、村民謂之佐[illegible]穴、佐久間[illegible]魚之小者、時集于此穴下、網取之無數、故名焉、又江上[illegible]之夜、火出水中、離水數尺、非漁火非鬼火、須臾分散、或五六十、或百數十、若往若來、[illegible]、年違年近、又高又低、以[illegible]數時而滅焉、亦一奇也。○回國雜記（文明十八年）稲穂（イナホ）の湖の事見ゆ、稲穂（イナホ）は印旛の一轉聲にして、當時までインバとは唱へざりしを知る。

九月二十八日、稲穂の別當が坊にて、湖水をながめて、〔回國雜記〕

山色湖光[illegible]、[illegible]不[illegible]、[illegible]村晩、

[illegible]何[illegible]、

けふは小春のしるしにや、聊のどかに侍りければ、昔さいなまの湖水に浮びて、舟の中にて、酒など興行し侍りき、富士の高[illegible]にうつれる心を、皆々よむべきよし申ければ、

みづうみの波間に影をやどしきて又たぐひある富士を見るかな。

（稲穂湖）

周[illegible]云、[illegible]中[illegible]日、自相馬郡[illegible]村、至常陸[illegible]、[illegible]、[illegible]、（自[illegible]、[illegible]、大[illegible]、[illegible]、[illegible]不[illegible]、[illegible]之首[illegible]、[illegible]、[illegible]、道[illegible]、[illegible]、[illegible]、共注於見[illegible]、[illegible]、[illegible]中[illegible]陸南條、長二[illegible]千[illegible]、[illegible]此[illegible]、則[illegible]成矣、宮

又允之、而請尹監等勾當之、乃起工役、百役十餘萬金、役民徙有水患、遠近皆大喜、隨浚隨築、其功督課、有當事者奔路職、事中廢、是以開沼之二役、天保十四年七月、又重浚安永疏鑿之迹、紹全前功、命水野、沼津、酒田、中、黒田五侯、率其封内民丁、開鑿治功、事未半、會又當事者一時被免、是歳九月事停、竟不底功、是爲開沼之三役、時詢議沸騰、或云此工功決不成、或云不厭擲金以浚之、但無功成之後、開通開墾之害耳、謂其功之成者言曰、夫此役之成功、在水患國邑、其後極工者、從自最、何也、兼國者可以漕輸矣、而水患頓絶者、隨浚隨事、但有成則、可謂奇矣、蓋然先故高棄、欲爲浚事、國當徙可皆有、得其通漕、以至獨浚渫、擁浚沼之基堤之地、或瀆下檢見法、投之海、且使利根川背流、而折迄之、則其功事必成矣、

高碕猶田歸故食、一郷何不寧、五侯工役民何事、
不是荊公梁溝爲、　　棠　陰

印旛沼の開鑿計畫は、[illegible]享保の開鑿論、其方に纏綿記に詳なり、其記する所に據れば、享保九年、幕府勘定所の吏、井澤氏をして見分せしむる所あり、其當に、平戸より檢見川まで堀割ること九千五百八十四間、(四里十二町餘)、須地七十町餘) 此土積百十六萬三千七百餘坪、人夫千五百七萬七千餘を要すべし、一坪平均十三人を役す、此賃金二十萬千百四十六兩餘、一人一日銀一匁二分を給す、云々。即平戸村の人染谷源右衛門に受負を命せられ、資金六十兩を貸附せられて起工す、而も果さず、染谷源右衛門等因りて破産す。天明五年、田沼侯老中たりし時、更に堀割の議を起す、當時の計算田數三千九百町(内五百町は古田沼なり)、其水埋等のために除くを要す)、人足三百四十三萬にて、當に成功すべしと云ふ。盛力を花島、柏井の間に用ゐ、高堀六丈餘を截斷し、又長門川に二閘門を設けて、利根の濁水侵入に備へたり。此役三分之二の功程にして、急に中止を命ぜられ、後たまたま洪水ありて、長門川の閘門も其破る所となる。天保十年には、古堀を浚と稱して、三次の役を起す、是は水野侯老中たりし時の事にして、堀割り、平戸沼東方は高台上一丈三尺三寸の高處に留ることを得、十三萬圓を要すと云ひ、日に十四年起工、七月より十月に至る、役日九十日の人夫を發す、其戸らざるに又中止す。水野氏以下五侯の出費、總額二十五萬兩と稱へられ、當時人夫賃金一日四百文、六貫文にて兩に替へ、其價は一斤二合を以て百文に替へたり。造堀の土木家の說に、土積四十萬坪を淺深せば、工事に可なりと云ひ、二尺の落差は凡七尺二寸と云へず、地勢に甚云、印旛沼堀割とは、[illegible]の土功にして、其土工は古沼を浚渫して沿田を墾開し、又其排水を利用して利根川東京灣の間に運漕の便を開かんとするもの也、享保、安永、天明前後三回、是が計畫を起せし、享保の役は人民の私費に係り、資金續かざるを以て遂に中絶す、安永、天保の二役は官設を以て之を起ししかとも、其役共に關係の吏退任に由て、中途にして之を停廢せり、明治維新、當時亦屢々此土木を興し、各地其功を奏するを見て、沿道人民再び前議を履み、此工事を果さんとするの計畫あるに至れり、然れども前代の計畫は、全沼の西岸より排水せんとするものにして、其土工は沿岸耕地の狀あり、故に西部民少の前面に在るを免れず、東北部大の溜澤に於ては、新地を獲ること極めて少く、之を運河開鑿の爲めに失ふ所の舊田園に比すれば、得失相償はざるの嫌いなきにあらず、郷土人の意見に、沼水は東に北に降り安食口より利根川へ入ると云ふにあらずや、然るに今新たなる開鑿をせんとするの目は下流に在り、而れば運河排水口の位置過隅に在り、而して水勢は却て此口より沼中反對の方向に降るの傾向あれば、水害極めて易く、未た適當の位地を得たりと云ふ能はざるなり。○して云、印旛沼は今面積凡三千六百四十町歩、[illegible]九尺あり、[illegible]より一丈を深して利根の水位と並び、[illegible]て之を安食口と稱す、[illegible]ヶ所、安食村の内七ヶ所、之を以て一村とする所長沼の溜澤なり、其を安食口とは、利根下流の[illegible]溜すべきものにして、利根川の堤防に當つて、中流僅に江戸川に通ずるのみなれば、安食口より沼中に入り、以て下利根、殊に安食以東、利根本流の逆溢を免かれしめ、其排水に依すると共に、沼中の水は[illegible]と云ひ、頗奇異の狀態に在るものとす。

印西（インサイ）

印旛湖の西北、手賀沼に至る一圓の總名にして、今六合、宗像、船穂、白井、舎澤、大森、永治、木下、野原、本埜、[illegible]等十一町村に亘る。中古印旛の郡號を唱へず、[illegible]し、二分して印東、印西と稱したることあり、印西は即ち此地とす、[illegible]郡を以て印西に配せた、又[illegible]を以て、白井領印西庄とも稱へたり。

當寺領、下總國印西庄内外、同國大須賀保内[illegible]、草[illegible]
[illegible]

圓覺寺

吉高郷（ヨシタカ）

[illegible]、今大字吉高存す、印西に屬して[illegible]

て、八代郷の西に、湖水を隔て、相對す。

地理志料云、吉高、調與之多加、古經高高也、埴沼印旛湖、多生蘆葦、故名、常總軍記、印西合戰條、吉高高代介、疑陣在吉高掛幕山。

平賀（ヒラカ） 今吉高、山田、瀬戸、松虫、萩原と相合せ、六合村と改稱す。平賀は印旛沼の形狀曲屈する處に當り、東西南に[illegible]し、大佐倉の對岸とす。又東岸公津村に對する方に花島山と稱する一丘あり、蕃離島の訛と云ふ、佐倉風土記云、印旛江上之登臨者、平賀爲佳、簑野次之、極望水涯、一望萬頃、環湖之山如揖、如隼、如[illegible]、如[illegible]、等屏[illegible]開者、平賀之望也。〔利根川圖志云、吉高の名物鰻は肉しまり味美なり、之を捕るに一人小舟に乘り、[illegible]湖を棹さしながら、藍を踏みて舟を左右に蕩搖せしむ、魚は之に驚きて走り、水の濁るを見て、一人其[illegible]所を探り、直に手に摑み取る、高束に謂ふ所の[illegible]藻伏[illegible]なる一是也、花島山は俗に離れ島と云ひ、昔は島にて渡りし地なり、上に仲堂あり不動明王を[illegible]、[illegible]すれば、千賀萬景、[illegible]に[illegible]、[illegible]の[illegible]地なり。

（花島山）

瀬戸（セト） 吉高の西にして、佐倉より印西への渡津とす、對岸は土浮（ツチウキ）にして、渡航六百間、佐倉へ一里半、木下へ二里半とす。

松虫（マツムシ） 瀬戸の北にして、今皆六合村へ入る。利根川圖志云、常總軍記に、松虫氏部[illegible]騎にて合戰の事見ゆ、松虫寺には慶元三年の古鐘ありしと云ふも、天和中改鑄を經たり、本尊藥師如來、天平年中の造立と云ふ、又松虫皇女の墳あり、[illegible]に[illegible]を置き[illegible]宮と稱ふ、皇女或は官女と曰ひ、右皆[illegible]を病み、[illegible]、此に來り[illegible]念して[illegible]、[illegible]郷に還り、[illegible]て又皆を此に送る、云々。

萩原（ハギハラ） 松虫の北にして、亦六合村の大字とす。佐倉風土記に「萩原村有島見神社、祭經津主命、有永嘉中之梁刻、常陸風土記島見岳是」とあれど、下總にも島見[illegible]あり、[illegible]は[illegible]の方なれ、古書の[illegible]にも[illegible]く合、[illegible]

岩戸（イハト） 今[illegible]戸、山田、[illegible]、大[illegible]等と相合せ、宗像[illegible]、[illegible]なり、瀬戸の西にして、白井の湖岸に在り、岩戸の[illegible]は[illegible]まで[illegible]百[illegible]、[illegible]は直に白井に達し、六百間。[illegible]と稱す[illegible]、[illegible]、佐倉風土記云、岩戸[illegible]、岩戸[illegible]、[illegible]之、[illegible]、[illegible]、[illegible]、今[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]之、[illegible]、[illegible]、夜[illegible]竹若遶、[illegible]建長寺[illegible]、[illegible]、[illegible]攻、[illegible]、安[illegible]、[illegible]、[illegible]人也。〔[illegible]〕

（[illegible]）

舩穂郷（フナホ） 和名抄、印旛郡舩穗郷。今[illegible]村に[illegible]、吉高[illegible]の西にして、印旛[illegible]の[illegible]。常に[illegible]小出田氏相馬日記に、[illegible]とあるを、[illegible]の[illegible]擬せしは、[illegible]誤りなし）

船尾（フナヲ） 今松崎、戸神、多々羅田、[illegible]田等を合せ舩穂村と[illegible]す、[illegible]の[illegible]なり、此地は印旛沼の西隈にして、白井[illegible]の[illegible]水此に[illegible]り湖中に[illegible]す、[illegible]あり、[illegible]橋と云ふ、[illegible]の小[illegible]とす、[illegible]、佐倉[illegible]へ四里半、又[illegible]木下へ二里。

結縁寺（ケチエン） [illegible]の北、[illegible]の南に在り、[illegible]記云、[illegible]、[illegible]、[illegible]宗士[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]共[illegible]、[illegible]、[illegible]陸[illegible]、事見于平治物語、[illegible]、在[illegible]村清水寺、又近村中根有[illegible]、[illegible]、必在此邊、今日の[illegible]、[illegible]之所建、[illegible]、下總[illegible]云、[illegible]寺、[illegible]、上有元[illegible]碑、不動像[illegible]日、[illegible]元三年、[illegible]法[illegible]可觀、又同[illegible]改[illegible]、[illegible]云[illegible]安三庚戌、勸進沙門[illegible]。

多々羅田（タタラダ） 今船[illegible]の大字とす。〇[illegible]日、船尾吉高等八[illegible]、各有宗像祠、以爲鎮守神、因謂多々羅田村、武藝[illegible]名者、[illegible]記、[illegible]小宰相者、[illegible]、[illegible]建長寺、既而足利尊氏、從在筑紫多多羅濱之役、與[illegible]復[illegible]在今日矣、乃祈捷於宗像大神、光位有功、尊氏偉之、及其得志、[illegible]五位下、任左近衛將監、安堵本領云[illegible]之多、抑有以哉。〔地理志料〕

草深野（クサフカノ） 印西の中央なる曠野にして、印西牧に連なり、所東西二里餘、南北一里。近世は林[illegible]の圃、[illegible]に[illegible]し、[illegible]川と稱したり、今舟穂村、宗像村、[illegible]村、永治村等に分屬す。

（[illegible]）

利根川圖志云、草深野は東國戰記に見えたり、此原東西四十町、南北二十餘町、西は千葉野に通ず、原中の丸山觀音堂に、[illegible]、
草深[illegible]の[illegible]を[illegible]も色に出にけり。

登美郷（トミ） 和名抄、印旛郡言美郷。[illegible]本書言美とあるは[illegible]、今[illegible]に[illegible]り、[illegible]とす。[illegible]下[illegible]にあたり、吉高、[illegible]二郷の北に[illegible]る。地理志料云、[illegible]之[illegible]、當[illegible]刀[illegible]、大[illegible]、[illegible]六[illegible]、[illegible]一[illegible]、[illegible]之[illegible]、撰日本紀、[illegible]、[illegible]也、[illegible]、是其一也、常陸風土記一[illegible]、[illegible]、東[illegible]、[illegible]陸

[illegible]寺、[illegible]中[illegible]、[illegible]、今[illegible]寺[illegible]、[illegible]、今[illegible]、可[illegible]湖、[illegible]、[illegible]

中根　[illegible]、[illegible]と相合ひ木郷村と云ふ。萩[illegible]の東にして、印旛沼の澤地に臨み[illegible]と[illegible]木郷の盛か、又登美木郷の遺唱か。

笠神（カサガミ）　中根の東北に[illegible]、[illegible]に在れど、近世[illegible]安食までの草澤、皆圃畢に[illegible]されたれば、全く田園の一邑と爲れり。安食[illegible]甲、木下　二甲

笠神の號は[illegible]と云ふこと、常總軍記、天正十[illegible]年の條に見えたり、佐倉風土記云、笠神村、野土貴賣、色黑[illegible]、[illegible]之化土也、近江甲賀郡有岩木、土面似石、化土作焉。

龍腹寺（リウフクジ）　今[illegible]、中根の西に在り、本尊に藥師佛を安置[illegible]、又地藏堂あり、利根川圖志云、龍腹寺は[illegible]こと、東國戰記に見ゆ、近世安政元年火災に罹りしに、火中より銅牌を得たり、（寶塔造立の記文にて「大檀那平胤貞、法名常胤、[illegible]了心、[illegible]」など名あり）天保七年、佐倉儒官本多氏其面記を造りて曰く「龍腹寺寶塔棟札一版、以銅作之、長一尺八寸幅八寸、[illegible]不[illegible]、背面[illegible]字漫滅不可讀、[illegible]三年壬戌[illegible]字、[illegible]可讀、[illegible]、[illegible]年[illegible]、[illegible]和年中の[illegible]、[illegible]刀の古鐙あり刻文鮮明なり。

（付記）

野原（ノハラ）　今平原と云ふ、笠神の東北なる[illegible]、野原は[illegible]と云へり、[illegible]寛文年中[illegible]なりし[illegible]、[illegible]村[illegible]、[illegible]

布鎌（フカマ）（枝利根川）　今布鎌村と云ふ、笠神野原の北にして、[illegible]、二十[illegible]川、利根川[illegible]此に[illegible]、[illegible]江中に在り、[illegible]と稱へられ、北なるは下利根の本幹にして、[illegible]村常陸河岸、常陸并びに北相馬郡東文間村に對向す。枝利根川は木下町の東にて本流に分ち、布鎌と笠神野原の間を流れ、安食將監川を容れ本流に復す。○利根川圖志云、布鎌[illegible]は南將監川と北下利根川との間なる一島なり、この島上は木下より下安食まで竪二里横一里といふ、[illegible]年中開發、村數[illegible]、[illegible]五十七間と、古書に見えたり、[illegible]古くよりありし島にや、常總軍記に布鎌[illegible]なとと見えたり。

平岡（ヒラヲカ）（島見丘）　枝利根川の南岸なる丘陵を云ふ、笠神と木下の間に在り、今木下町の背面へ入る、常陸風土記に載せたる島見丘は即此地として[illegible]、印旛沼中へ斗出して、常陸國の方を[illegible]するに、[illegible]あれど、[illegible]にも[illegible]、[illegible]生羽島の丘陵稍隆都を爲し、界限[illegible]からず。

常陸[illegible]、印[illegible]、[illegible]汗、[illegible]謂之[illegible]

小林（コバヤシ）　今木下町[illegible]、天正十[illegible]年[illegible]、[illegible]十郎左衛門の籠りたる砦を責めしことを載す。

木下（キオロシ）（竹袋）　今木下町と云ふ、小林[illegible]四千、或は木颪に作る。舊村名は竹袋（タケフクロ）と云ひしも、[illegible]遂に木下町[illegible]、[illegible]

常總軍記云、今木下と云ふ名[illegible]所、下[illegible]利根川の岸にあり、是は竹袋より利根に木を下す地の名なり、然るに木下といへば江戸にも隱なく、竹袋といふは知る人無し、云々。

木下は佐倉の北四里、[illegible]にあたるを以て、南相馬の水路を扼し、下利根川に於て四通の水驛とす。對岸北相馬郡の布川、[illegible]。利根川圖志云、木下河岸は竹袋[illegible]の中なり、[illegible]此上の小繁華を見る、關宿へ十二里、銚子へ二十二里。○[illegible]袋城趾は木下河岸[illegible]、一家の舊趾に曰く、

竹袋[illegible]木下川[illegible]、[illegible]谷と山つづき、[illegible]所は檀の神前にりごめにうづめ、其の城山東[illegible]、[illegible]有水神の下通り川はた迄、佐藤殿常州[illegible]へ河越の舟こ[illegible]

今[illegible]中山の[illegible]、[illegible]

と云ふも非之内の上にて、石神を祭る、そこより前年石槨を出せることあり、佐倉風土記「猪池、在印西荘竹袋、方百三四十歩、中有專菜、池頭有猪坂馬、東國戰記所謂、狸坂及狸池是也」いまに依然たり、神宮寺三寶院開基記といへるに「下總國埴生西、臼井領、印西荘竹袋郷、稻荷山神宮寺三寶院者、應仁元丁亥太才二月日開基、祐善坊、慈眼曆取立」云々と有り、本尊如意輪觀世音、御長五寸七分、其腹藏に在りし經卷、皆蠅頭細書なりき、そが中に佛說宇賀神將經の末に「本願聖竹袋神宮寺祐善、應仁元年亥十[ ][ ]二月、始造本尊記」云々。

木下川（キオロシ）（六軒堀）　手賀沼の末なる流江にして、大森村發作より東へ一溝と爲りて降り、中間兩脈に分れて、竹袋の村中へ入り、又一脈に合同して、利根川へ入る、長一里。木下河岸は其流末にして、驛家は兩岸に櫛比す、一名六軒堀といふ。近代斗門を此に設け、隨時啓閉して、手賀沼への侵水を防ぐ。

三宅郷（ミヤケ）（小倉）　和名抄、印旛郡三宅郷。〇今詳ならず、一說、登美郷の西、船穗郷の北なるべしと云ひ、小倉の村名なば、三宅の遺徵とせり、猶考ふべし。〔小倉は今永治村の大字とす、竹袋神宮寺寫經の中に、埴生西[ ]郷内、小倉村云々〕〇地理志料云、〔印西荘、有小倉村、小倉即御倉、初印波國造置官倉于此、以藏租調、〔海上郡亦有三宅郷、可以例、鄰邑浦部有本郷地、此郷司居址〕

大森（オホモリ）（鹿黑）　木下の西南半里にして、手賀沼に平臨す。

今大杜村と云ひ、鹿黑、發作、龜成をも合せたり、大森は近世稻葉氏の代官陣屋を置きし邑にして、商工も雜れり、長樂寺あり、古鐘應安二年の識文に、埴生西大森郷と見ゆ。〔利根川圖志、木曾路圖會〕〇長樂寺は寶泉院と稱す、その鐘高二尺五寸五分、識に曰く、

敬白、下總國埴生西大森郷長樂寺、鑄鐘事、右志者、爲天長地久、御願圓滿、伽藍安穩、興隆佛法、殊當地主御息災延命、別者信心檀那永吉、現當二世悉地成就、寺中安穩、僧衆繁昌、惣郷内安穩泰平、諸人快樂无邊太願也、

應安二年十一月六日　檀那永吉敬白

大工河内權守

龜成（カメナリ）（發作）　今鹿黑、發作と共に大杜村の管内とす

寬政六年香取日記云、野をはる〳〵行過ぎて、白井といふを過て、白幡よりがめなりといふへ出づ、左に手が沼とて大きなる沼あり、潮ならぬ海とも言ひつべし、細く長き堤をゆき〳〵て、木おろしの川邊にいたる、此川は刀禰の下つ瀨にて、ふた股に分れて流るゝなりけり、そこより舟に乘る。

利根川圖志云、發作新田、過ぎし弘化三丙午の大水に、菰の根の結ぼれたるが、丘の如く流れ來り、人家の庭に入りて、そを除くにいと困じたりしとぞ、なほ聞へば、印旛沼にも有る事なりとぞ、修めて耕田となしなば、いかにと思ふなり。

浦部（ウラベ）（平塚）　今小倉、和泉、白幡、平塚等と相合せ永治村と改む。大森の西にして、手賀沼の東南岸に居る、其背なる原野は草深野、印西牧に連なれり。

香取神宮、寬元造營目錄に「一脇門一宇、料米三十石、平塚郷、國司御沙汰」とあるは、印播の平塚なるべし。

印西野（インサイ）（谷田）　草深野の西にして、一名テクラ原、江戸幕府の時、下總十一牧の一なりければ、印西牧と稱せらる。明治二年墾田を聽し、農民移住して一村を建つ、同七年十余一と命名す、今は谷田清戸と相併せ、谷清村と云ふ、白井橋木の東一里。〇元祿紀行常陸帶、眞間より田面岡山を越て、日蓮宗の談所中山寺へ參る、是も物ふりて尊き境地なり、此まとりを過て漸々行けば、限りも知らぬ廣野なり、東は佐倉へ續き、北は小金原より、下野の那須野へ変はれる故に、四十里野といふ名を得たり、野駒ども已がし〳〵、草を喰み水を飲みて、其性を得たるさま、馬蹄の鏘を鎗にかきたらん心地ぞする、都近き國には見も及ばぬものながら、又なき見物なり。

白井（シロヰ）（橋木）　舊庄名に呼び、橋木、神々廻、根村、木村、復村、中村、富塚、木戸等の小村を總べしが、今は白井村と云ふ。橋木は木下の西南三里、市川、船橋に至る驛路にあたる。〔鎌谷を經て市川まで六里、佐倉へは五里〕庄内の野水は東に流れ、舟尾神崎橋に至り、印旛湖へ入る。

東鑑文治二年の條に、下總國白井庄延曆寺領とあるは是なり、千葉系圖、胤正の子威胤は、白井八郎と稱す、本庄を司れるならん、承久の亂に、白井小太郎胤宗軍功を建て、當時鎌倉出仕の名士たり。

富塚（トミヅカ）　今白井村の大字とす、橋木の西一里、東葛飾郡小金野に近接す。〇産業事蹟云、小金原の椚林は、往時使用の途なかりしに、富塚村に川上右仲と云ふ者あり、寬政五年、椚林輪伐の議を建て、時の有司に請ひて之を實施せしに、時人未製炭の術を知らざるを以て、相州より職工を招き、焼炭の業に從事す、是實に下總椚炭の濫觴とす、爾來益々盛大により、遂に佐倉炭の名あるに至れり。

神保（ジンボ）　今豐富村、睦村の二に分れ、千葉郡の管内とす、されど其地形白井と臼井の間に在りて、印旛郡の中に斗入す、故に臼井庄内と云へり。其和名抄、郷の系屬は詳ならざるも、村神、船穗二郷に接近すれば、大略辨識すべし。〔香取神宮寬元造營目錄、勢至殿一宇、料米三十石、神保役〕

大神保（オホジンボ）　今小室、小野田、八木谷、坪井、古和釜、金堀、行々林等と相合せ豐富村と改稱す。神鳳抄、下總國萓田神保御廚と載せ、新霄式目追加にも出でたり、萓田は今千

東郡大和田村に存り、神保御厨は大神保なるべし。萱田の西北一里半、橋本の南一里。この行々林と云ふこと、文書共に奇異に屬す

小室(コムロ) 今豐富村の大字とす、橋本の東南半里に在り、此は中山法華經寺文書、元德三年白井庄吉むろ村、應永二十七年白井庄神保郷小室、伊毛富、島田等とあるにあたる。

平戸(ヒラト) 今桑納(カンナノ)、吉橋、麥丸、島田、萬木野、高田(タカダ)等と相合せ睦村といひ、千葉郡の管内なり。されど阿蘇村と相對して、一溝を以て相分つも、地勢全く印旛郡へ入れり。

平戸川は志津、大和田の方なる野水合流にして、一溝と爲り北流、平戸と神野の間に至り、印旛湖に入る、橋あり平戸橋といふ。平戸の北を佐山と云ひ、佐山と船尾の間へは白井川落來り、神崎橋を架す、是二溝を印旛湖の逹境とは云へり 〇利根川圖志云、平戸、神野の間より檢見川の海まで堀割の事は、天明五乙巳年古繪圖に、平戸橋より檢見川海まで、堀割長九千六百廿六間、底六間、深三尺より六丈三尺七寸まで、新開反別三千百十三町五反と見ゆ、こは田沼侍從の此事に與りて堀しめ給ひぬれど、終に事ならずして止み、其後また天保十四癸卯年、水野侯五家の大名に令して、七月廿三日より鍬初して堀しめたれど事ならず、同閏九月二十三日に止たり。

島田(シマダ) 今睦村の大字とす、平戸の南なり、中山法華經寺文書に元德三年、また應永二十七年のもいに載す。

本議師匠大輔阿闍梨日祐、所々田地坪付等事、

下總國千田庄原中村金原三ヶ郷田在家、同國八幡庄曾谷郷秋山方田地等、最議状、同國白井庄島田、萬木野、平戸地等、讓状載之、

同庄吉平畠村分、

二段　八幡神田(中略)

一本妙寺、別紙在之、

肥前國小城郡光勝寺職、妙見房、雨職、在別紙、乙犬名、田一町在家一字、

元德三年九月四日　　平胤貞(花押)

桑納(カンナノ) 今睦村の大字とす、島田の南にて、阿蘇村米本の西に在り。桑納は加納の義にて、中世の田制名目なるが、文字を誤れるならん。

吉橋 今睦村の大字とす、香取寛元造營目錄「息栖社一宇、作料米三十石、吉橋郷千葉介」とあるは此なるべし。

千葉郡

千葉郡(チバ) 印旛郡の西南に居り、江灣(東京灣)に面し、西北は東葛飾郡に至り、東南は市原郡、及び山邊郡に至る。今面積十八方里、人口九萬、一町十七村、千葉に治す(現千葉郡の三村、睦、豐富は、本書之を印旛郡の下に係けたり)

千葉は和名抄に知波と注し、七郷に分てり 又延喜式、千葉郡、河曲、浮島の二驛あるも、本書に驛家を擧げざるは、誤脱なるを想ふべし。又後世本郡物部、山梨の二郷は印旛郡へ入り、印旛の神保御厨(睦豐富)を本郡に併す。蓋中世千葉庄を以て稱せられ、郡號を失ひ、遂に鎌倉の建置を探じることとし、千葉庄は千葉氏の由りて起る所の封邑にして、康應、文治三年、千葉介、八條院御領と為せ、御室寺院領目錄には千葉庄吉府と云ひ、寶院の御料なりしも、千葉氏之が地頭として其職を世々にし、兼國務にも干與して、千葉介と稱せる由明瞭す。香取神宮寛元文永造營記に「正神殿一宇、五間、作料米千五十石、國中大名逆役也、千葉、葛西打逆」云々し

承元三年、諸國守護人補任之間、諸道勤令條是、（中略）保殊之由、國衙之訴出來、依之條々被遂群儀、於爲一身定役者、還爲敗賞、可有譴責之儀、若帶人數、各相替、其年限可令申行矣、不然者、被尋補置國々守護、可被改不忠輩歟之由、雖有其沙汰、未被一決、以此次、被聞補任本御下文等、可進覽之旨、先被仰近國、其中千葉介成胤者、先祖千葉大夫、元永以後爲當庄檢非違所之間、右大將家御時、以常胤被補下總一國守護職之由、申之、(東鑑)

葬平分縣、承平中、平良兼、以下總介州知事、子孫世襲、至常胤居千葉郡、因稱千葉氏、支族繁衍、爲關東八館之長、近古并葛飾郡、稱千葉庄、貞享三年復故、〔地理志料〕

近世の初めには、葛飾郡千葉庄といひしが、貞享以來郡號を復し、今之に仍る、實曆圖、千葉郡高四萬石

上古千葉國あり、葦葛飾郡なも其分内とし、印波、菊麻、布佐(總)等と相並び別に一國たり。桓武紀に千葉國造見え、國造本紀之を載せざるは、遺失と思ふべし

地理志料云、按萬葉集、有知波野、千葉郡上丁大田部足人所咏、古事記、崇神帝御紀、有知波加豆奴誌、備考沖日、知破者千葉也、加豆奴者葛野也、言山城葛野郡也、葛葉葛延、其葉茂茂、故以千葉冠之、下總有千葉郡、與葛飾郡鄰、亦其義也、按國造本紀、崇神帝時、以高皇産靈尊九世孫、千波足尼、爲國造、是千葉國造也、古語拾遺「天富命率齋部諸氏、開拓本地」、天富命高皇産靈之孫也、足尼其裔、因生於此、後以軍功、任國造國造、又按、千葉葛飾古爲一國、置國造之、延曆二十四年紀、見千葉國大私部直善人、大同元年任上總大掾、可以證國造本紀之遺

千葉昔爲系圖云、昔有下總國葛飾郡千葉郡、一人國主、

開種千葉之花揚、其花盛時、必天女各降來、商遊于閩、使天衣懸置于松枝、其晉輝於邊、其開主欲留之嫁之、故使天女之羽衣竊藏之、然天女各見花了欲歸、一女無天衣不得歸、則相止爲夫妻、多子孫、是故改其所名千葉、其松名天羽衣松、亦謂天人腰掛松、或號千年松、其天衣有月星紋、故相傳爲家紋、亦以薄秋旋雖非用云。

濱野（ハマノ）

今生實へ合せ、生實濱野村と云ひ、村田をも管れたり。千葉郡管の南端にして、市原郡界（上總）に臨む、古の菊麻鄉（市原郡）内の地なるべし。村田川の北方、濱野、生實の邊まで、昔上總の管域なりし由、上總國志に載せ、地形亦之に契合す。

本行寺（ホンギヤウジ）

千葉の南二里、濱野に在りて、濱濱の廣庄に居る、文明年中、日泰上人開創。日泰は房の邑主酒井越中守に信仰せられ、此寺宇を起し、近郷を風化して、三百餘寺を立つといふ、謂はゆる上總七里法華の化導者也、故に今に七里法華の根本地と爲す、七里法華の事は、山武郡土氣の條に其說あり。○永正六年東路苞云、原宮内少輔胤隆、小弓の館の前に、濱野の村の法華堂本行寺旅宿なり、十四日、十五日、千葉の崇神妙見の祭禮とて、三百疋の早馬な見物なり、本行寺にて

この遠し月やしほひのはま千鳥、

胤隆此の第三、終日心ゆきし一座なり、小弓にて渡の度々、ざれ事など云ひし、二十歳許りなる、あす立ちなんとする夜更けて來り、月待ち出るほどもなく立歸りし、名殘慕られぬ老のすさびに、

おもひやれ磯のねざめのもしほ草敷き捨てゝうし老の白波。

茂呂（モロ）

今椎名崎、金澤、菊田子、古市場等と相合せ、椎名（シヒナ）村と云ふ。濱野の東南なる丘陵の間に在り、市原郡菊間村、市東村、濕津村に連接す、蓋和名抄上總國市原郡菊麻鄉の中なり。

（椎名崎）

茂呂は東葛飾郡に茂侶祠あるに合考すれば、又制裁に由てし者とす。椎名は千葉系圖にも見ゆる氏號なるが、匝瑳郡なれば、此椎名崎と相異する歟。清宮氏の說、匝瑳郡より此に移れる氏族ありて、同く椎名と稱したりと云へり。

奉寄附、南閻浮提大日本國、總州路當生庄、中領賀縣、日吉三王宮、鐘一口、大心、皇風永昌、佛日高照、天心一清、地心一寧、大旦悲一心院領地、爰有願主行志、（中略）予漫題其銘曰、

花鯨吐月兮　四海驚風濤　　一聲幾歲霜

貞治　宗吉　吉純　貞治　忠光　忠貞

諸旦施主等　願主行　兵部左衛門尉宗親　道祐

妙想　前下總守沙彌道珍　淨繼比丘高松　一心院代弘　未願政所道賢

寶德元年、居散大龍落、閏十月廿五日、瑞祥記

下總千田庄椎名、富岡山長福寺藥師如來鐘一口、

天文十四乙巳、十二月七日　願主得

下總舊事考云、寺生今不詳、匝瑳郡寺戸野地方、總稱中領賀、則是其之庄名、又有椎名内村、富岡謂之椎名鄉。

生實（オヒミ）

今濱野と相合せ、生實濱野村と云ふ、濱野の東北半里にして臺地に居る、我野鐵道停車場の東南半里。

生實は又小弓、御弓に作れり、享德年中、關東公方足利義明、古河より來り、此に寓して小弓御所と稱せらる、近世は森川氏一萬石の陣屋あり、森出羽守重俊、元和年中よりの事歟、慶長年中には、西鄕若狹守正貞の食邑たりき。

鴻臺戰記云、古河の公方政氏將軍の次男、高基様の舍弟義明は、御中不和にならせ給ひて、奥州御一見とぞ聞えける、茲に上總の國の守護代に、たけたのふんぞう、眞里谷三河守、千葉の御内に原の次郎と所領をあらそふ事年久し、依之三河守陸奥へ使者をたて、義明の御發向を申なし、彼原の次郎がたて籠る小弓の城へおしよせ、みとせの間に攻落し、義明の御座をおゆみにこそたて申。

小弓城址（オユミ）

生實の北西にして、壘壕同抱の遺形、今に其舊を存す、方五町許。

新撰佐倉風土記云、生實壘址、千葉氏の支族、世々之に居る、應永年中、千葉胤の弟四郎胤高之に據る、族原氏と稱す、享德中、圓城寺尙任等と確執、宗族鬪戰、原氏小金城に徙居す、上總小西城主肥前守胤繼此に居る、胤繼の子次郎友幸は、上總國人眞里谷三河守、武田豐三と履地境を爭ふ、千葉氏友幸を援く、故に友幸每戰克ち、武田其の敵し難きを知り、足利左兵衛督義明を奉し、以て盟主となす、義明は古河政氏の次男なり、父兄と睦せず、陸奥に漂泊し、明應中、里見氏に憑り、上總八幡宮に居る、二總及び房三州の人、古河に貳あり、兩杉に快からざるもの、悉く來りて此に歸す、威武稍震ふ、大永四年軍を發し小弓城を攻む、遂に友幸を滅す、次年此に徙居す、小弓御所と言ふ、天文七年、鴻臺に戰ひ、義明軍敗して死す、千葉昌胤尋で小西城主原上總介胤定を此に居らしむ、弘治三年、胤定臼井城に徙り居る、嫡子式部太夫胤清之に留る、胤清の子胤榮、闘襲して式部大夫と稱し、小弓、臼井兩城主となる、是時に當りて千葉宗室稍微、權臣國命を執り、原氏親貴たり、高城胤則、酒井康治、酒井政辰之に屬す、胤則小金を以てし、康治土氣を以てし、政辰東金を以てし、勢皆强大、是を以て關東俚諺、下の上に靡れるを譬へ「千葉之原、原之高城、兩酒井」と云ふ、天正十八年皆亡ぶ。

宗長東路苞云、(永正六年)或人安房の清澄へさそひしに、(霜月)中山法華堂の本妙寺に一宿して、翌日々も長閑にて、かつしかの浦春の如し、原宮内少輔胤隆、小弓の舘のまへに、濱の村の法華堂本行寺旅宿なり、十四日十五日、千葉の妙見の祭禮とて、三百疋の早馬を見物なり、十六日は延年の猿樂、夜に入てことし果てぬ、十七日連歌有、

椎弓磯邊に幾世宿の松、

「椎弓いそべの小松誰が世にか萬世かけて種を蒔きけん」本歌を此に小弓といふ名を加へて、訊し侍るばかりなり、この舘は南は安房、上總の山たちめぐり、西北は海はるゝと入て、鎌倉山横はり、不二の白雪半天にさしおほひて見ゆ、駿河國にてみるよりは、猶ほどちかげ也、遠くてみるはちかき山なるべし、十九日には又連歌發句、胤隆、

さえし夜の嵐やふくむけさの霜。

（大弓）

鶴岡別當快元僧都記云、享祿五年九月、大道寺藏人佐、笠原越前守入道を使と爲し、社頭古木、又四方の樹木共見調べられ、小別當を大弓(オユミ)へ越させらる可くのよし、氏綱よりこれあり、子細は眞里谷恕鑑方へ、當社造營のこと申さるの所、大弓様より領掌す可きよしを申し、打合せず、實否如何の由、尋ね申さる可く云々、天文三年五月、上總衆退治、義明御進發、十六日御馬出さるよし申す、天文四年六月、眞里谷より筆代物五萬匹、當社造營寄進せらるの由、神主小別當へ切紙これあり。

有吉(アリヨシ)　今生實濱野村の大字とす、同名、上總市原郡にもあり、(關八州古戰錄云、甲見刑部太輔義堯、武藏上總の兩國を切從へ事を欲し、連年謀慮を盡されけるが、氏康より生實舘有吉の城に、北條左衛門太夫綱成を居置、千葉介利胤に約を結、盟を保たれし故、義堯の働き自由を不得、是に依て天文廿一年二月下旬、義堯有吉の城へ押寄、長陣を張て、數旬の間攻られし。

下總舊事考云、北小弓村威光院、藥師如來御像識「文和二歲癸巳、清涼二十七日、阿闍梨周防僧都道運、佛師性阿彌陀佛乘蓮作」又中村氏宅地、有享祿二年奉庚申待石碑。

大巖寺(ダイガン)　生實城址の北八町に在りて、其地を生實郷と云ふ、今赤井(アカヰ)、小花輪、大森と共に、蘇我野村の管内とす。此寺初め玄忠院と云ひしを、江戸增上寺九世道譽上人貞把の中興以來、白旗流の念佛道場たり。永祿三年、小弓城主原胤榮、其本願として造營する所あり、即大巖寺と改號す、天正十九年、徳川氏寺田百石を免除し、生實郷の名を命ず。後ますます幕府の特恩を承け、淨土宗東國十八檀林の一に列せしめらる。

（赤非）

曾我野(ソガノ)　今蘇我野村と云ひ、生實郷、赤非、大森、今井、宮崎等をも合す。濱野の北、寒川の南にして、海岸に居る、千葉より東上總大網に向ふ鐵道の重驛とす。

慶應二年、宇都宮藩戸田氏、其族大和守忠至に曾我野一萬石を分様し、幕府に請ひて大名に列せらる。忠至通稱和三郎、文久中、公武の特旨を奉じ、山陵修理の事に從ひ功あり、大政維新の際、曾我野藩と云へる者是也。

蘇賀比咩神社(ソガヒメ)　今曾我野の春日明神蓋是なり、延喜式、千葉郡の官祠として載せられたり。○成田參詣記云、蘇賀比咩神社は、今別當春光院掌り、社領十石、祠官中村氏は絶えたり　○地理志料云、按姓氏錄、孝元皇別、有池田、蘇我二氏、今此郷日池田、祠日蘇賀、可知其族居此、祀祖神也、又按、雄略紀有紀小弓宿禰、蓋蘇我氏族、亦嘗其邑耶。

千葉郷(チバ)　和名抄、千葉郡千葉郷。○今千葉町の南なる千葉寺より生實濱野に至る一帶を指せるならん、されば市原郡(上總)菊麻郷の北にして、池田郷の南とす、東は謂ゆる千葉野なり。

地理志料云、千葉大系圖、常胤子常重、稱尾張大夫、建營宮於千葉郷、其祠在生實村、可以知當時郷域、中古為介平常將、始據居子池田郷、因日千葉殿、取之郡名者、猶如結城氏之取郡名也。

千葉寺(チバ)　今千葉町の管内なれど、市街の南半里、高丘に倚り一聚落を成し、千葉寺村と云へり。江戸幕府の時、村田一百石は即寺領なりき

舊本佐倉風土記云、和銅二年、僧行基此地に來り、瑞蓮に感し、自ら阿彌陀十一面觀世音を刻す、聖武帝に奏して寺を建て、又唐西明寺宗叡大師作る所の觀音を安ず、永暦元年、雷火寺を燒く、十一面像自移りて、櫻樹の上に在り、樹寺を距る一里可りなり、治承中、源頼朝其白旗を寄納す、建久三年、千葉常胤再び殿堂を造り、運慶刻愛染、弘法作不動の二佛像を安んず。○地理志料云、本朝俗諺志、千葉氏時、毎歲期日、會庶民于千葉寺、令恣議矣吏人賢否得失、號日千葉笑、吏人惜之、常飭其行云、今則巧僞百端、不復知應耻爲何物、附寄一概。高田氏相馬日記云、千葉寺觀音堂、此に尾鐘とて、弘長元年十二月廿二日と銘せる巨鐘あり、中古鑄改んとて江戸の鑄工が許へ遣しけるに、自ら鳴りて千葉寺、々々々といふ音のしければ、恐しがりて其儘戻せし故、尾鐘とは呼べりとなん、又千葉笑ひとて、年ごとの師走の晦日の夜、里人この寺に寄り集ひ、各々面おほひして、地頭村長などの邪曲事より始め、人のよからぬ擧動どもをあげつらひ、罵り合ふことありと云へり、是は人々の懈りを誡むるわざなれば、筑波嶺の嬥歌會(カガヒ)などには、いとゞまされる、風俗と謂ふ可し。

千葉野(チバノ)　千葉郷の東にして、市原郡、印旛郡、及び山武郡に連なれり、今の寒田村、白井村、更科村等にわたる。

（知波野）

知波の野のこのてかしはのほほまれとあやにかなしみおきてたちきぬ、〔萬葉〕

千葉野の行潦は、大約二方に分れ、西なるは西流して都川へ落入り、東なるは野水一條、印旛郡へ入り、即鹿島川の一源とす。

野田

今高田、平山、平川、邊田等を合せ誉田村と改む、千葉町の東南二里半、千葉野の中にして、市原郡濱野村と堺を接したり。(千葉より東上總に赴く驛道之を過ぐ)

中野

今白井村と改む、野田の東二里、印旛郡、山邊郡に迫れる地に在りて、小間子、柳澤の舊牧に隣り、千葉より東金に至る捷徑にあたり、千葉へ四里、東金へ二里半。

其野最曠遠なり。上總國誌に、酒井定隆は遠州より來り、初め千葉郡中野に城居し、里見氏に仕へ、果に武功ありて、長享年中、土氣城へ移る、中野に定隆建立の本城寺存す、云々。土氣は中野の南一里半、山邊郡の域内なり。千葉系圖に、多部田次郎左衛門尉胤幸あり、今白井村に多部田の大字あり、此在名に取る、大須賀胤信の六男にて、範淸、奈吉谷、成毛(井島)等と同族なり

（多部田）

中田

今泉富、目谷等と相合せ、更科村と云ふ、中野の北にして、印旛郡岩富村の南とす、中野より北に降る、野水は中田を經て印旛郡へ入る。

糟蕆鄕

和名抄、千葉郡糟蕆郷、今都村大字加曾利あり、即糟瓜の遺址とす、されば千葉野の北にして、都村、千城村にあたり、郡東北は山梨郷（後世印旛郡へ入る）に、西は池田郷に至ると知るべし、蕆は瓜の異體にて、日本靈異記、類聚名義抄等にも見えたり。

（加曾利）

地理志料云、蕆即瓜之異體、當讀云加曾利、千葉字書、瓜俗作蕆、蓋其爪字易混、故加瓣以分之、果蓏部、引兼名苑、注雲瓜至冬方熟者、和名加豆宇利、齊民要術、引廣州記、瓜冬熟、號爲金釵瓜、據此加曾利、或釵瓜之急呼。

坂月

今長峰、今井、星久喜、仁戸名等と相合せ千城村と云ふ、中田の西にして、千葉の東一里半、歌枕藻鹽草に、盃井と云ふを擧げて、下總とす、坂月村のことにや。

東路にさしてこんとは思はねど盃の井に影をうつして〔歌枕名寄〕

（長峰）

長峰に城址の遺址あり、其沿革を傳へず、金親の金光院は、慶長、元和の頃、江戸將軍家の東金遊獵の一亭舍なりしと云ふ。

仁戸名

今千城村の大字にして、長峰の南とす、千葉町の東南一里（）人類學會雜誌云、千葉郡の介墟、丘陵絕頂に露出せる者凡二十所、其最大なるを仁戸名、加曾利、貝塚三村の介墟とす、明治五年以來、土人其の貝殻を採掘して、石灰を製するもの多し、介墟中より出るところの貝殻は、現時寒川、登戸等の近海に産する者にして、皆以て食用に供するに堪へたり、貝殻中獸骨と魚骨とを混ぜり、魚骨は其の何種なりしかを審にし難しと雖、獸骨は鹿及び野猪を以て最も多しとす、石器土器とともに並存す。

都川

千葉郡南部の野水、坂月、長峰の邊に集合し、西流して千葉の市街を貫通し、寒川濱に至り海に注ぐ、一條の細溝のみ、水量頗乏し。

今千葉の東南なる矢作、邊田及び加曾利等を合せて、都村と云ふは、此水名に取れるなり

（邊田）

貝塚

今邊田、加曾利等と相合せ都村と改む、千葉の東半里、此を經て佐倉に往來すべし。（）人類學雜誌云、千葉郡貝塚に其名の示す如き介墟あり、面積約東西二町南北六七町、堆積の厚さ平均六七尺、現時其數所に於て之を採掘し、道路修繕、又は貝灰製造の資料に供す、其貝殻製造に從事するものゝ語るを聞けば、既に二十有餘年其業を營めりと云へり、亦以て其量の饒多なるを察するに足る。

相馬日記云、印旛沼より千葉野の東南に出づ、この野は廣に坂東道二十里許、縁には限知られぬ程なり、今はこのてかしはなど云ふも見えず、唯尾花の色なん、白妙の浪かと疑はれたる、ふるく葛飾野など云へるも、此野の西の方のつづきなるべし、貝塚村を過ぎて、千葉の里に入る。

池田鄕

和名抄、千葉郡池田郷 ○今千葉町にあたる、即千葉郡の北、糟瓜郷の西、三枝郷の南なる陸地とす

相馬日記云、千葉猪の鼻といふ山あり、池などの上に、崎のさし出たる故の名にや、遠淺海の猪鼻もさる所とききこゆ、猪は水の溜れるさま、鼻は物のさし出し端にいふ詞なり、此里は池田の郷とて、大きなる池ありしこと、坂東觀音靈場記にしるしたり。○成田參詣記云、今猪鼻山へ登る坂を、池田坂と稱ふれば、千葉、寒川の邊を池田郷とすべし ○地理志料云、更級日記、發上總介館、宿于下總國可太、觀末乃長者宅址、可介貝草體誤、即池田也、末乃亦疑濱野者 ○今按、更科日記のいかたはいけたの訛と、淸宮氏の說ある、誠にあたれり、されどまいを濱野と解くは信じ難し、道程の前後を錯亂するのみに非ず、濱野には船にて渡る江河なし、眞間の繼橋の江の事を錯亂するに似たり。

更科日記云、上總の境を出て下野（今按、下野に非ず、下總なり）の國いかたといふ所にとまりぬ、家なども浮きぬる計に、雨降などすれば、恐しくていもねられず、野中におりたちたる所に、ただ木ぞみつたてる所に、翌日は雨にぬれたる物共ほし、國にたち遅れたる人々をまつとて、そこに日を暮らしつつ、（治安元年九月）十七日つとめてたつ、昔下つさの國に、まのの長

と云人住けり、引布を手ならさむら、織せ晒させける所、宗の跡とて、流き川が鍋にて渡る、昔の門の柱のまだ殘たるとて、大なる柱、川の中に四立り、人々歎よむを聞て、心の内に、

朽もせぬ此川柱殘らずば昔の跡をいかで知らまし、

[illegible]後は黒戸の濱にとまる、

千葉（チバ）

今千葉町と云ひ、人口二萬、隣近の千葉寺、寒川、登戸、黒砂をも合せたる數なり。此地は南總の中間にあたり、交通の便を擅にし、田野亦頗廣く、肥美の邑里とす。中世千葉氏の城下にあたり、此に城居を營みし、其なきに非ず、近世は藩侯なし、明治六年、始めて縣廳を置かれたり、鐵道東京（兩國橋）より三十一哩。千葉市街南東の曲丘を、猪鼻臺といふ、臺の西なる河瀨を寒川、五反保といふ。都川は猪鼻の下より市街に入り、寒川に至り海に入る。大略、都川の南を千葉の舊家中と[illegible]、北を市場と稱す。千學集とて故事を記する者あり、荒唐の談に屬すと雖、やや採るべきの節なきに非ず。

○千學集云、大治元年丙午、六月朔はじめて千葉を立つ、凡一萬六千軒なり、表八千軒裏六千軒、小路表裏五百八十條小路也、[illegible]明神より御達[illegible]の宮の御前まで、七里の間御館也、[illegible]より東小路谷部田まで、國中の諸侍の屋敷也、其は池田[illegible]殿の堀内有、御舘は御一門也、舘の東は圓城寺一門宗風おはしまし、舘の西は[illegible]一門宗風おはします、橋より向御達根まで[illegible]は富人屋敷なり、これによつて河向を市場と申也、

千葉氏城址、在猪鼻山、關東斗絶、臨海要地也、其地田間[illegible]、時出[illegible]、[illegible]、名千葉氏時遺跡、兵火餘燼云、　　　栄　陰

[illegible]、落日秋風猪鼻山、

（五反保）

千葉[illegible]

千葉町の南、猪鼻臺の西なる都川の畔に在り。明治六年始めて之を置き、地方を治めしが、後木更津縣を併せ、今南總及び房州十二郡、百三十餘萬の民口を統ぶ。

千葉城址

今猪鼻臺といふ、上の池田郷の條を參考すべし、相馬家傳に見ゆる千葉城も、此に外ならじ。

相馬出羽守親胤申、恩賞事、中状二卷、[illegible]進覽之候、去建武二年、下總國千葉城發向之時、親胤屬當手、至千葉根坂水寺、致戰功候、次奥州下向、云々。

長元年中、平忠常下總介に任じ、亂を作し兼戰せられ、其子常將宥されて又介に任じ、千葉城に居り、子孫任を襲き、千葉介と稱す、玄孫常胤、結城朝光と共に源頼朝に從ひ、本朝の守護と爲り、子孫に傳へ、後上總の北境を併有す、建武中興、足利尊氏を守護とす、尊氏の反する、千葉貞胤、結城直朝皆之に屬す、千葉氏介を以て守護を兼ぬる故の如し、鎌倉管領足利持氏の亡ぶる、直朝の[illegible]系氏朝、其遺孤を奉じて結城に據る、上杉氏來り伐つ、[illegible]り氏朝自殺す、結城氏是に於て中斷す、寳徳の初、持氏の子成氏管領となり、氏朝の遺胤成朝をして結城に復歸せしむ、既にして成氏南上杉氏を伐つ克たず、退て古河を保つ、時に貞胤の玄孫胤直上杉氏に黨す、其叔父馬加康胤、胤直を襲殺し、千葉城に據て甲斐以東の地を領し、結城氏と共に成氏を奉戴し、關東八館皆古河に親す、既にして上杉氏、胤直が從子實胤を胤直の後とし、武藏石濱に居らしむ、千葉氏是より南北となり、爭戰止まず、天文中、里見氏本州を侵して略取す、千葉、結城漸く衰へて自立する能はず、遂に北條氏に屬す（地誌提要）されば猪鼻臺は小次郎常將より胤直（享徳元年死）の[illegible]までの城にして、康胤の子輔胤は長禄年中佐倉へ移り、千葉城廢すといはん歟。○諸國廢城考云、千葉城は千葉氏累世此城に居る、文明三年、足利成氏、上杉顯定が爲に破られ、走て此城に入る、城主千葉陸奥守康胤、相[illegible]て是に居り、北條氏に屬す、[illegible]天正十三年、千葉[illegible]（[illegible]）[illegible]四郎、[illegible]、其小田[illegible]此國[illegible]、（今名[illegible]）其臣桑田萬五がために殺せらる、其子幼稚によりて此旨北條へ申ければ、氏政の下知にて當城をば小田原より持、其稚子證人として小田原に置かる、十八年、神祖諸將を遣はして是を攻給ひしかば、此城遂に明渡ける（[illegible]）、[illegible]千葉氏の由來、及び妙見社の儀式等を記し、天正年間の記事を以て終る、中に曰く、「良文と忠頼は[illegible]村岡にて御捐館にり、忠頼の子忠常、上總上[illegible]より下總東の大友へ御移りなされけり、御子常將より常長、常兼、常重まで五世、大友におはせし、常重、常胤父子、上總大椎へ移られける、常兼をば大椎權介と申たり、大椎にて御捐館なり、常重千葉へ御移り有て、常重をば[illegible]介殿と申なり」云々。

（猪鼻臺）

千葉神社

千葉の市中に在りて、舊妙見寺（法華金剛授寺）と云ひ、[illegible]、即ち千葉氏の氏神たりき。

新撰佐倉風土記云、千葉神社、舊日妙見社、有寺日妙見寺、[illegible]、明治維新後、廢寺改稱、六年六月、假寺[illegible]燒失（地理志料云、按尊卑分脈、千葉系圖、千葉氏系、自[illegible]將軍平良文子忠頼、頼忠子忠常、任上總介、長元中作亂伏誅、其子常將徙居千葉郡、因氏焉、玄孫常胤、及源頼朝舉兵、率先歸順、最被寵遇、千葉氏大著矣、子孫世任下總介、稱千葉介、支派蔓延、久而不衰、有千葉神社、今[illegible]、是爲妙見宮、傳言、平良文以上野[illegible]妙見[illegible]、[illegible]、平忠常[illegible]、[illegible]云、

千學集云、千葉の守護[illegible]は[illegible]、[illegible]、[illegible]、

[illegible]、結城の[illegible]、[illegible]の[illegible]大明神、千葉寺の[illegible]

（妙見寺址）

の權現是なり、弓箭神と申すは、妙見、八幡、摩利支天、是なり千葉御神事は、大治二年丁未七月十六日より始まるなり、常重御代の事也、御幸假屋は神主八人乙女四人、御祭の御舟は宿中の老者の役なり、供物は千葉、中野十三貫の所なり、國關錢諸侍衆上げ申す、一關は假屋の供物を神主にとらせ、一關は老者にとらせて御祭を勤め申也、結城舟は天福元年癸巳七月廿日より始まる、時胤の御世の事也、御濱の御迎の御船、結城の村長に宍倉出雲守と申もの、永銘のため取立てしものなり、結城は今の寒川なり、御神事の始より天正二年甲戌まで、凡三百四十三年なり、

君島系圖云、平氏大須賀君島之系圖、井氏神鎮守家紋之事、夫當家千葉鎮守、妙見大菩薩者、聖德太子之製作、本朝無雙之尊像也、元鎮坐于上野國久留間息災寺、是人王四十五代聖武天皇之御願所、神龜五年之草創也、行基菩薩之點眼也、其後鎮守府之將軍平良文、及良文家臣、於武藏上野之境染屋河、與平將門合戰、于時良文戰負矣、於茲忽拜於妙見大菩薩之寶社、良文祝曰、今幸陣于社前、伏請仰願、加應護、亡凶徒、至心祈誓、于時一人童子、忽甲冑、現于良文之陣頭、防於將門兵、良文乃拜之、問居于童子前、合掌問曰、良文今蒙童子加護、戰勝畢、但是童子何人、童子答曰、吾是妙見大菩薩也、良文愈銘肝、則請于寶殿拜見之、七佛藥師應現妙見大菩薩尊容、七體鎮坐、于時虛空有聲曰、染屋川之合戰、守護汝者、是可土付、因移、安置于下總海上、于時承平三年癸巳十二月二十三日也、大治二年、千葉介與伊勢齋宮氏元討會、而改海上奉移于千葉郷北斗山金剛授寺、此地是人王六十六代一條院之御願所也、其後亦改金剛授寺、爲妙見寺、(下略)○佐倉風土記云、妙見社、相傳、平良文遺其家士粟飯原常時、于上野國花園、竊取神像、而奉之武藏平井、又移秩父、後又移村岡、而至七世常重、移之千葉、二十八節三十六禽祠、攝祭之。舊事考云、妙見社、未知爲何神、別當金剛授寺(コンゴウジュジ)、號北斗山尊光院、新義眞言宗、同宮二名、共粟飯原氏、社領二百石、天正十九年十一月附興書。○國八州古戰錄云、抑千葉、上總、相馬家は、曩祖より以來星の善を氏の神とす、或は是を北方玄武の神と云ひ、即北斗七星の垂迹、弓矢守護の傳天也、七佛所說神呪經に「我是北辰菩薩、名曰妙見、處閻浮提、衆星中最勝、神仙中最尊、菩薩大將」と說しとかや、道家に於ては羲待の本尊とし、降眞香を燒き、桂葉毒葉梅花を供へて富貴延命を祈る、佛家に於ては七面明神と崇めて、法華擁護の伽藍神とす、昔平親王將門事有るに當ては、七人の形體を現じけると、俗の云傳るも、偏に此天部の靈變とて崇[illegible]し、妙見御本誓の數とて、

日星を手に取からに此家の榮えん事は恒河砂の數、

件の故を以、當家幕の紋に月星、或は七星、或は七曜を用ひ來れり。

(金剛授寺址)

來迎寺(ライカウジ) 千葉の道場町に在り、創始未詳、天正中、滿譽上人中興して、淨土敎院と稱す、寺領五十石。○相馬日記云、知東山來迎寺に、千葉氏の五輪七基あり、土にうもれたるを、とかくさぐりもとめつゝ「平氏胤語阿彌、應永卅二、二月十五」「圓譽[illegible]見、永享三月十二日」など、いふ文字を見出たり、なほふかく埋まりし所はよみにくしなし、大日寺のおくつき所に、五輪十あまり九基なみたてり、宗胤(ソウイン)寺は千葉介宗胤がもとゐを開きし寺にて、宗胤がおくつきの石卒塔婆あり、又元德三年の洪鐘あり、

金剛山東[illegible]寺鐘銘、并序、

千葉寺之北、八幡宮之南、有新創者、長老圓中規公、嘉曆二年、始開雄基、蓋是[illegible]居寢塔也、滄海前陳、潤譽吉梵敎、東山背擁、翠光映金磬、落成之日、四衆驚瞻、歎未曾有、凡所當有者、次第而集、然蒲牢缺典、法[illegible]未整、因作[illegible]言曰、單輪不馳、隻翼不飛、具體之叢林、一闕則不可矣、命治師鑄之、陶治功成不苦窳、圓覺首座比丘奇英、爲之銘曰、

空門大器、覺海長鯨、厥惟中虛、隨叩則鳴、禮樂號令、時分暮[illegible]、巨作胡重、寸莛匪輕、音無鉅細、聞性等平、聞響破昏、洞精啓明、魔魂遠走、驚醉魂驚、邪落積業、酸亡若停、閻浮教體、本形乎聲、心開智達、十方繭清、寺同金剛、永堅不傾、聾爾龍天、擁護致精、

元德三年辛未、仲秋二十三日書、

大檀那、大伴匡光吉施財、當寺住持、傳法沙門洪規、勸進大仙、喜捨助緣衆一百餘人、大工山城權守入道道工、

一關貴華、當願衆生、斷三界苦、頓生菩提、皇帝萬歲、國泰民安、

(宗胤寺)

大日寺(ダイニチ) 千葉町に在り、舊說一仁生法師、奉勅、天平寶字元年開基」などいへり、寺中に千葉太夫常兼より胤將に至る十六代の墓あり、千葉系圖に、小次郎常將千葉に移り、千山寺を建て、其孫を千葉大夫常兼とし、常兼の孫を常胤とす、千山は海上郡なり。又鎌倉大草紙に、千葉貞胤の時、大日寺を馬橋より千葉へ移すと載せたり、寺說と合はず、疑ふべし。○舊事考云、大日寺域中、有祀平良文、將門、忠賴、忠常、及粟飯原常時、并二女祠、稱之惣体七社、又有千葉常兼以下墓碑。

寒川(サムカハ) 或は三川(サンカハ)に作る、今千葉町の管内にして、海濱の地なり、都川の西岸に沿り、海邊に民家相連なり、南は曾我野、北は登戸に達す。

延喜式、千葉郡寒川神社は、即此地の結城明神にてと疑はる。されど三山村にも寒川神社あり、いづれか古祠なる、別に糺明を要す、

成田參詣記云、寒川村は相傳ふ、天正以前まで結城(ユフキ)と呼べる里にして、此地方の塁を今も結城塁と稱し、結城

(寒川)

（結城）

山萬藏寺といふ寺もあり、新田はいま向寒川と云所なり、此地に結城明神と傳する祠あり、寒川神社といへるは此なさせるなるべし、千葉妙見の神事の遺舟、千葉より出づる千葉舟と稱し、寒川より出づるを結城舟と呼べば、結城朝光が母の寒川尼と因ある地名なるべし。○今按、鴻臺合戰草子にも、結城、三川と云ひ、天正以後の名にあらず、結城の母寒川尼の説も疑ふべし、寒川尼は吾妻鏡「文治三年、小山七郎朝光母、下野大掾政光入道後家、給下野國寒河郡并網戸郷、是號乃女性、依有大功也」とありて、八田宗綱の女にて、其墓は結城稱名寺に存す。

形見濱（カタミ）　今詳ならず、恐らくは千葉郡より市原郡にわたり、内海の濱汀の總名なるべし、歌名所なるが、八雲御抄に上總國に係けたり。

戀しさの慰むやとてあふまでのいざや形見の濱にかもれむ、〔夫木〕

新葉集に、大納言師賢の千葉配流の時、形見の濱の月を詠ぜるは、即千葉貞胤の館に故京を回望し、海上の景物に感興せる者と判知せられ、雨中にわたれる望理の浦激は、古人謂ふ所の形見の濱なること、亦推斷に足る。（小御門神社を參考）

下總國にて、月を見て讀侍りける、　文貞公

故郷の同じ空とは思出しかたみの月の曇りもぞする、

文貞公下總國千葉に下向の事、太平記には元弘二年九月とし、増かゝみには六月とせり、いづれにもせよ、其秋の比、このうたを配所にてよみ給ひしなるべし。○南山巡狩錄云、文貞公は花山院師賢卿の事にて、元弘三年、文貞公と諡せらる、増鏡のくめのさら山の卷、太平記笠置囚人死罪流刑の條を合考すべし「元弘二年五月十日、尹大納言師賢卿は下總國に流し、千葉介貞胤に預らる、此人志學の年の昔より、和漢の才を事として、榮辱の中に心をとめ給はざりしかば、今遠流の刑に逢へる事、露計も心にかけ思はれず」など見ゆ。

河曲（カハワ）　古驛名なるが、恐らくは千葉郡寒川の地なるべし、下總府より浮島、河曲を經て上總府に達する者とす。○延喜式、下總國驛馬、浮島、河曲各五疋、また傳馬千葉郡五疋と載せしにて、浮島、河曲の共に千葉郡内たりし事、推斷せらる。今地理を探るに、葛飾郡より千葉郡に入り、上總府に達するに、馬加、寒川は道程正に驛亭にあたり、且寒川の地の、都川の海口に居るは、河曲の名義に合へり。又神護景雲二年、下總國井上、浮島、河曲三驛、承山海兩路、使命繁多、乞準中路、置馬十疋、奉勅依奏（續紀）とあるに合考するに、當時武藏國は東山道の隷屬にして、葛飾郡の井上、並びに千葉郡の二驛は、山道（武藏）と海道（上總下總常陸）の交會とす、故に中路十疋の置馬あり。然るに延喜式、千葉郡の二驛の馬を各五疋減ぜられしは、蓋下總府より茜津、於賦を經て常陸國に至る東海の要路とし、千葉郡を經由するは、上總及び安房へのみの支路となりければ、其後に疋數を減ぜられしなり。舊史に如是の詳を見ずと雖、但武紀、印播、埴生、香取の四驛を廢せしことを載せ、其廢路は正に河曲驛より連接す、されば河曲、浮島の小驛と爲りしも、其時の變革に因る歟。

登戸（ノブト）　今千葉町の管内にして、其西なる海濱に在り、丘陵は村家の北方を遮蔽し、丘頭に登戸祠あり、相傳へて、千葉妙見の旅所と爲し、千葉介貞胤の建始と説く。一書に云ふ、登戸の例祭は毎年九月五日を以て執行し、其日神輿濱岸に渡御す、神輿の昇方に一種千葉風と傳へ、他に異なるものあり、輿夫他の人肩に跨り、恰も幼童の嬉戯に、肩車と稱するものゝ如し。○登戸寒川の海濱は、武州品川驛と東西相對し、距離二十二哩許。

或書云、千葉郡には花島村近傍、及び千葉町、検見川路傳に、顯著なる斷崖の露出あり、安政二年、江戸大地震の時、大地開裂せる稻毛村、天戸村の崖地あり、蓋にこの地方の層位、概して平準なるに拘らず、其の一部斷層狀を爲して、著き傾斜を呈せるは、登戸村に於て見るべし。

三枝郷（サクサ）　和名抄、千葉郡三枝郷、○今都賀村に大字作草部（サクサベ）あり、即三枝部の遺址なり、されば池田郷、糟瓜郷の北にして、稻毛、犢橋等をも籠めしならん。

（作草部）

三枝とはもと草名にして、和名抄、葛、佐岐久佐と云ふ、顯宗紀に福草部（サキクサ）の姓氏號あり、大寶令に、大和國率川社（イサカハ）三枝祭の事を錄し、古語佐岐久佐と云ひ、山百合草に同じ、故に三枝は或はサヰクザ、或はサクサ、サキクサ共に通す。地理志料云、姓氏錄「三枝部連、與額田部湯坐連同祖、顯宗天皇御世、喚集諸氏人等賜饗醮、于時、三莖之草、生於宮庭、採以奉獻、仍負姓三枝部造、管諸草部」上總有額田郷、湯坐郷、此即三枝部氏所居、葛飾郡大島郷、養老五年戸籍、有三枝部古與理賣、後撰集、夫木集、有佐久佐米乃刀自、萬葉抄釋之曰「東國有作佐米里、佐久佐米氏人居焉、蓋言其女也」今有作草部村、即是、

萩臺（ハギ）　今作草部、中臺、寺山、川野邊等と相合せ、都賀村と云ふ。千葉市街の北半里許なる臺地を占め、其北は草野著帯として、印旛郡に至る。

六方野（ロクハウノ）　今犢橋村の管内なり、千葉の北二里、印旛郡四街道、下志津の西に接せる不毛なるが、近世長沼、川野邊等の新田あり。○新撰佐倉風土記云、六方野、在千葉、印旛二郡之間、乾注習志野、南通小倉原、南接上總國大原、總稱之千葉野矣、舊風土記曰、千葉、印旛二郡之間、曠原四五十里、延小倉東金、南接上總國者、總稱之曰千葉野。

稲毛（イナゲ） 今検見川村へ合す、登戸の西北一里、海岸に倚りたる一聚落なり。岸頭の丘陵、緑樹蓊鬱として、風致多し、淺間明神の社あり、近年夏時海水浴の客あるを以て、亭館の設を爲して之を迎ふ、鐵道東京（本所錦糸堀）より十九哩、千葉より三哩半。

鴻臺合戰草子に、小弓より結城、三川、稲毛等を經て、氣見川に至る趣を載す。

黒砂（クロスナ） 稲毛と登戸の間なる海濱に在りて、稲毛に近接すれど、今千葉町の管内とす。或は、此地を以て更科日記なる黒戸の濱と說く。

更科日記云、深き川を船にて渡る、（中略）其夜はくろ戸の濱といふ所にとまる、かたつかたは廣き濱なる所の、すなごはるばるとしろきに、松原しげりて、月いみじうあかきに、風の音もいみじう心ぼそし、人々をかしがりて、歌よみなどするに、

まどろまじ今宵ならではいつかみむくろとの濱の秋の夜の月、

その勉めて、そこをたちて、下つさの國と、武藏の境にて有ひと（ふか、異又ふと）井かはといふ、云々。

今上總國にも黒戸の濱と稱ふる所あり、疑惑を免れず、猶考ふべし。

（黒戸濱）

檢見川（ケミカハ） 今檢見川村と云ひ、稲毛、畑村をも合す、稲毛の西北半里、花見川の入る所に在りて、其左岸とす、或は氣見川に作る。

永正六年、宗長法師東のつと云、千葉の村をたちて、氣見川といふ所に、浦風餘り烈しければ、一宿して、翌日市川の渡を經て、葛西の年養寺に着て、會田彈正忠定祐の宿所に連歌あり。

利根川圖志云、嘗有獻策者、云導諸物於銚子口、運諸印幡沼、鑿地行渠、通諸檢見川、達諸江戸灣、可以絶東海風濤之險、且沼之近傍、可以耕種、然亦有四難、曰人力之也、荷多役之、則徒爲頓究、用帑難給、曰淤泥多也、旋掘旋塡、曰沙土鬆也、旋積旋崩、曰西風烈也、嵐々飄沙、下流必壅、則檢見川、亦將有後累也、然此數事、皆有善處之法、苟有能者、將不難、

（氣見川）

花見川（ハナミ） 元は犢橋村柏井の邊に發する野水の末なるが、近世印播沼堀割の土功を起し時、印播郡平戸川の低谷より、此川筋へ達する水路を疏開したり。故に其水路は成就せざりしも、横戸に於て一堰を造りて、之に水を貯へ、旱時には之を花見川へも灌ぐこととなり、又、横戸堰より檢見川村の海濱まで凡二里。

犢橋（コテハシ） 今犢橋村といふ、檢見川の東北一里餘、六方野の西半里に在り。

犢をコテに假借すること疑ふべし、和名抄牛馬部に「犢、牛子也、和名古字之」とありて、別に「特牛、大牛也、俗語云古止比」とあれば、特字をコテに假りしが、後世誤りて犢に改めしならん、萬葉集にも特牛（コトヒウシ）三宅の潟（海上郡三宅鄕を看よ）などよめり。

柏井（カシハヰ） 今花島（ハナシマ）と共に犢橋村へ入る、花見川は柏井に發し、其溪谷は大抵海潮面上三四米突なるが、丘陵の高峯は三十米突に達し、柏井より横戸まで廿町の長さに連亘す。この間、天保開鑿の堀割は、專力を此に用ゐしが、竣功せずして止めり、今に古堀筋と唱へられ、鑿破の痕跡明かなり。

地學雜誌云、花島村の有所へ々と稱する稲田は、古來七八月の交より、翌年挿苗の候まで、田水一滴を留めず、灌水は悉く地中に吸收せらる、蓋其挿苗に際しては、田面を耕鋤し、泥濘を攪拌して、地表面に塗抹し隙す如く、泥土の表層を填補するを以て、僅かに水の滲漏を防ぐ者歟、又此處を距る數十歩の外、柏井村の内字八斗蒔と稱する地は、安政二年大地震、南北長さ三十間乃至五十間、巾二三尺大地割裂したりと、地層中斷層の存在を推測するに足る。

（花島）

横戸（ヨコト） 今犢橋村の大字なれど、犢橋の北一里に在りて、大和田村の勝田、阿蘇村（印旛郡）の下市場に近接す。

横戸の古堀堰（フルホリ）は、印旛沼疏水の廢道を轉して、堰塘を作り水を貯ふる者とす、其水は地底涌出の泉にして、南に流れては花見川と爲り、北に流れては平戸川と爲る。（印播沼へ入る）此古堀筋は全く丘山を斗破したる者にして、其高頂は海潮面上三十米突に達す、而も之を穿ち、直下九丈餘に及ぶを見れば、廢河道は海潮面上三米突許の位置にあることし。〇襲史云、印播沼疏水の想按は、印播郡平戸村より横戸、柏井、花島等の諸村を經て、千葉郡檢見川に到る、四里十四町二十間にて、其開鑿の川幅二十間にして、川底十間の計畫なりしといふ、中にも古堀筋は、天明度高臺二十餘町の間を六丈堀下げ、尚天保度に三丈餘を堀下げしに、水涌き湛へ、中央より南北に分流す、故に之を古堀筋といふ。

（印播沼古堀）

大和田（オホワダ） 今大和田村と云ひ、萱田、高津、勝田等をも容る、犢橋の北一里半にして、船橋驛より佐倉への直徑にあたり、小驛舍を爲す、千葉、佐倉、船橋いづれへも三里半許。

印播沼疏水の廢道は、大和田驛の東にて、勝田（カツタ）との間とす、大和田に接して萱田（カヤダ）町あり、これは神鳳抄に、下總國萱田神保御厨と云へる伊勢神封の地とす、今も神明社を存して、伊勢神宮の舊封たりし由をつたふ、神保（ジンボ）は今の睦村、豐富村にあたるが、印旛郡へ係けたり。地理志料云、大和田、有時平明神祠、稱近隣四村鎭守、蓋係藤原時平苗裔、因祀之、葛飾郡幸谷（サヤ）本鄕、及本郡波佐間諸村、亦有合祀菅公時平公者、附備後考

（萱田）

高津（タカツ） 今大和田村へ入る、大和田の西南にして、習志野の東に連なれる林叢を占む。

延喜式に、下總國高津馬牧とあるは、蓋此地とす。舊事

[illegible]を以て[illegible]の牧と一連と為し、ア[illegible]、マ[illegible]、[illegible]一宮[illegible]なりとあれど、[illegible]、疑はし。

習志野原（ナラシノ）　大和田村の西にして、東葛飾郡へ迫れる[illegible]、今二宮村の管内とす、[illegible]大和田原といへり、[illegible]より陸軍に[illegible]、[illegible]を[illegible]。

[illegible]佐倉風土記云、習志野原、在千葉郡西北隅、北亘葛飾郡小金原、南接[illegible]六方野、隣原[illegible]、實稱大和田原、[illegible]正伯原、馬小金下野、昔牧場在此中、明治五年十月、置陸軍練兵場于此、六年四月、聖上親臨、賜今名。

三山（ミヤマ）　今云二宮村、高根、飯山満（ハサマ）、薬園臺、習志野等を合せて二宮村と云ふ、二宮神あればなり、馬加の北一里餘。

三山は近世所名にも唱ふれど、其古名を見ず、千葉庄の外なりしや否やを知らず、和名抄山家郷の地かとも云へり。三山とは神祠の此に在りしによりて出でし名にて、山家（ヤマベ）も之に因み、神山の邊といふ義歟。

寒川神社（サムカハ）（二宮）　延喜式、千葉郡の官祀にして、今の三山村二宮是なりと云ふ、神宮寺ありて、[illegible]なりしこと想ふに足る。習志野薬園臺の南にして、[illegible]の東北一里し。成田参詣記云、三山明神は二宮（ニノミヤ）と稱へ、社領十石、別當を三山氏、[illegible]をいひ、其氏子は郡内二十一村にわたる、[illegible]、由緒は三山の[illegible]なるにし、[illegible]志料云、寒川神社は、一説に寒川村[illegible]神社を本社と云へし、此地は[illegible]、相模寒川神社は一宮村宮山にありて、其近き處に[illegible]川と云ふ[illegible]あり、本社も三山村にありて、[illegible]中に[illegible]場といふ[illegible]あるなど、自ら由緒ありてきこゆ、姑く附て考に備ふ。○下總舊事考云、三山は宮山の訛にて、二宮は即寒川社なり、然るに天明年中、神主より本

社を式内[illegible]なりと[illegible]ことあり、[illegible]。
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

永正十四年丁丑、八月廿日午[illegible]
（二議）奉寄進事、賀津宮大[illegible]、七日[illegible]、

薬園臺（ヤクエン）　今二宮村の大字とす、三山の西にして、習志野原の南を云ひ、此より前原を經て船橋驛に至る一里半、又薬園臺の西を飯山満と云ふ、谷（ハサマ）の義なり、東葛飾郡夏見村（八栄）に接す。薬園臺、一名[illegible]、大成令云、享保中、幕府始[illegible]人[illegible]於此、用[illegible]、有名園也、[illegible]北即千葉野、昭代[illegible]大調場、改名習志野。〔地理志料〕

（飯山満）（薬園臺）

山家郷（ヤマベ）　和名抄、千葉郡山家郷。○今詳ならず、ヤマベと訓みて、千葉郡の東境、山邊郡に近接する地かと疑はる、されど郡の西境にも郷名を缺けば、即二宮村[illegible]田村にあたるか、清宮氏は之を三山村にあてたり。

浮嶋（ウキシマ）　古驛名にして、又牧名なるが、後世之を失ふ、地理を以て之を推すに、馬加の邊なり、即葛飾郡なる[illegible]より本郡に入り、浮島驛及び河曲驛を經由して、上總國（市原郡）に達する者とす。浮島の驛舎の事は、千葉の寒川の下なる河曲（カハワ）の條に述べし如く、其位置の千葉郡西境に屬せることは、[illegible]を容れず。或は之を葛飾郡の西境（葛西）に求むるは、[illegible]、及び延喜式の記載の意を失ふ者のみ。[illegible]の事は延

喜式、下總國浮島牛牧、[illegible]など見えたり、[illegible]馬加の邊に位き、[illegible]、[illegible]を得るあらん。

馬加（マクハリ）（幕張）　今幕張町と云ふ、檢見川の西北[illegible]にして、千葉郡西北の[illegible]、本郷は[illegible]に接近し、[illegible]、千葉郡西北の名邑とす、此地は海岸なる平原の一端に在り、[illegible]の丘陵なれば、全く島嶼に似たり、古人の謂ふところ浮島の地ならん。

文治三年、千葉常胤馬加に[illegible]寺を建て、[illegible]寺と云ふ、後貞胤の時、之を遊行一遍上人に附して、時衆の道場たりしが、馬加[illegible]佐倉へ移りし後、[illegible]本村へ寺を遷したり、[illegible]古文書に、馬加[illegible]田保、云々。○地理志料云、佐倉海隣寺、延文五年文書、作馬加郷椿田保、千葉[illegible]、[illegible]、享徳中、馬[illegible]足利成氏、以功[illegible]、[illegible]二[illegible]、[illegible]鎌倉大草紙。

馬加城址（マクハリ）　鎌倉大草紙云、爰に千葉介[illegible]に、原越後守胤房、[illegible]、円城寺下野守尚任と云者あり、ともに有勢の兵也、原ひとへに古河成氏より加勢を乞ひ、享徳四年三月廿日、千葉へ押寄ければ、[illegible]の事にて、防戦叶はずして、千葉の城を没落す、胤直父子は[illegible]、志摩二の城に籠り、[illegible]一味し、上杉よりの加勢を待居たり、爰にまた故千葉大介[illegible]次男、千葉馬加陸奥守入道常輝父子、[illegible]、馬加より討出、成氏の味方と成て馳來、原越後守[illegible]して、多古の城へ指向ひ、千葉の嫡流を亡しけり。

千葉縣地誌云、馬加のいも畑は、昔[illegible]たるものにして、弘化年中[illegible]、今は[illegible]存するのみ、享保二十年、[illegible]、甘藷を移殖し、其栽培を勧む、これより人始めて其利を

知り、今是として植ゑざるなきに至れり。[illegible]村岡氏云、青木村、主人[illegible]芋[illegible]、[illegible]青木昆陽[illegible]、[illegible]名[illegible]書、江戸[illegible]、[illegible]上書[illegible]、[illegible]之[illegible]、[illegible]、[illegible]下、[illegible]。

[illegible]者、實[illegible]也。

武石（タケイシ）　今[illegible]へ入る、馬加の北十町許、花見川の右方なる、丘陵に背れり、千葉[illegible]に、武石三郎[illegible]あり、常胤の第三子にて、胤盛の弟とす、

地理志料云、[illegible]有武石[illegible]、[illegible]千葉[illegible]、[illegible]有功、[illegible]三[illegible]、[illegible]二年[illegible]、[illegible]、[illegible]武石氏物云。下[illegible]云、武石[illegible]、[illegible]一[illegible]、[illegible]、[illegible]之[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]。

鷺沼（サギヌマ）　今久々田（ククド）、[illegible]、谷津と[illegible]合せ、津田沼[illegible]と改稱す、馬加の[illegible]、[illegible]に[illegible]て、[illegible]と[illegible]、[illegible]谷津の北[illegible]の[illegible]に[illegible]、又谷津の西、[illegible]にあたり、[illegible]あり、東葛飾郡界に迫れり。

鷺沼[illegible]に一[illegible]石[illegible]合[illegible]之[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]之[illegible]一[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]知られたり。○近年此の海邊に、煮鹽の業を營すものあり。

（津谷）

東葛飾郡

東葛飾郡（ヒガシカツシカ）　今面積二十八方里餘、人口十七萬、十一町三十二村に分ち、松戸に治む。印旛、千葉の西にして、江戸川を以て南葛飾、北葛飾（武藏）と相分つ。其[illegible]北[illegible]、[illegible]の地は、[illegible]して[illegible]長の一角をなす。又北界は利根川を以て猿島、北相馬の二郡と相限る。全郡平坦、所々に沼[illegible]を[illegible]せしむ、其印旛、千葉に[illegible]する所、[illegible]を見るべし

東葛飾は明治十三年の分郡に係る、二十九年、南相馬郡を編併し、以て今の[illegible]をなす。されば[illegible]古の葛東郡及び下河邊、[illegible]相馬、中相馬の諸邑にあたる

葛飾郡（カツシカ）　和名抄、加止志加と註し、八郷に分つ、されど[illegible]實は今上の一國にあらず、今上、[illegible]の[illegible]二[illegible]なれば、[illegible]と[illegible]、[illegible]に、葛飾[illegible]せ、万葉集に[illegible]（[illegible]）と云へり、且古[illegible]にも[illegible]と[illegible]、[illegible]に[illegible]、[illegible]の[illegible]にあたれり、[illegible]江戸[illegible]、[illegible]、[illegible]下河邊[illegible]、[illegible]、[illegible]下河[illegible]は、[illegible]相馬[illegible]す。されば[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]に[illegible]二十[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]明治十三年、[illegible]、[illegible]邊を西葛飾郡と爲し、庄内川と江戸川に包圍せらるゝ中[illegible]を中葛飾[illegible]し、[illegible]、[illegible]二十九年、[illegible]、[illegible]、[illegible]へ轄して、北葛飾郡へ合せらる。

地理志料云、[illegible]、[illegible]日本紀、延喜式、伊呂波字類抄[illegible]、[illegible]、[illegible]、千葉[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]下[illegible]、小金本土寺、建治三年[illegible]、[illegible]、今之[illegible]、此注云加比、恐[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]之[illegible]、[illegible]、[illegible]、因名焉。

（郡[illegible]）

葛東郡（カツトウ）　今の東葛飾郡の南境にして、流山、小金より海濱に至る間にあたる。[illegible]名[illegible]、[illegible]原、[illegible]、[illegible]戸、馬[illegible]（[illegible]一[illegible]の地か、[illegible]葛[illegible]に「葛[illegible]中有大河、云[illegible]、其[illegible]云葛東郡、西云葛西[illegible]」と[illegible]げ、東[illegible]にも「建仁[illegible]年[illegible]月、葛西[illegible]、[illegible]、人[illegible]千[illegible]人[illegible]」と[illegible]すれば、[illegible]なりけん。而も葛東の稱は後世に[illegible]、近世には[illegible]を以て之に代へ、相馬郡の[illegible]も、其[illegible]に數へたり。[illegible]の由來[illegible]、[illegible]下の[illegible]の條に[illegible]せよ。

船橋（フナバシ）　今[illegible]、人口一萬三千、五日市、九日市、[illegible]の三大字に分れたり。[illegible]に[illegible]、東京より千葉[illegible]、佐倉への[illegible]にあたり、[illegible]、千葉[illegible]、[illegible]に[illegible]、[illegible]に一[illegible]、[illegible]哩。

[illegible]、[illegible]に[illegible]の[illegible]、[illegible]曲して、正に半環を成せり。而も小金下野の野水南下して、[illegible]に[illegible]、[illegible]と[illegible]、[illegible]、[illegible]一千五百[illegible]人を以て[illegible]、[illegible]、[illegible]に[illegible]へ、[illegible]を下[illegible]に[illegible]、[illegible]に江戸を[illegible]とす、遂に兵を[illegible]で[illegible]に至る、[illegible]に[illegible]、[illegible]三日[illegible]、[illegible]八幡、[illegible]、[illegible]、[illegible]じ、追尾して之を市川驛に逐め、隊を回して船橋驛に含

し、年伴をなす、官軍敗を取り遊戰、水陸三道より船橋を經す、市街火□り、東軍潰走、已にして將士卒夫首四□、□□□具□□を亡ふ。〔總國史略、甲代實錄、維新史略〕〇成田參詣記云、往昔刀禰川の末流は、松戸のあたりより、今の船橋驛へかかりて海に入りけんと思はる、寛永三代格「承和二年官符、置立浮橋布施屋、意置渡船事」とある中に、下總國太日河、四艘とある太日(フトヒ)は、大日(オホヒ)の轉訛にて、即船橋の事なるべし、式内意富比神社も此に存す、又神明社傳に、船橋御厨の六鄕とは高根、米ヶ崎、七熊、飯山滿(ヘヤマ)、金杉、夏見寨なりと云へど、應長元年の文書に據れりて考ふるに、東は宮本、高根、米ヶ崎、西は湊、夏見、金曾木なり、船橋と云ふは庄號の如く、此六鄕に係りし總名にて、東船橋三鄕、西船橋三鄕とも云ふ、金曾木は後の金杉にて、湊鄕は海神にあたる、宮本は今の船橋(五日市)なるべし。

船橋大神宮(フナバシ)

今船橋町五日市に在り、吾妻鏡「文治二年、船橋御厨、院御領」とある神封の居なり、神風抄には「夏見御厨、上分三十段、日入三十段、一名船橋、二百丁」と載す。

成田參詣記云、船橋神明社は昔夏見村に在りしを、今の地に移せりと、されば古より意富比神を合せ祀りしに、意富比の舊跡は早く絕え、御厨神明の社領のみ、後世に遺りしならん、又考ふるに、五日市場の邊を、應長元年文書に宮本と云ひ、同應永六年寄進狀に、船橋六鄕、東は覆宮(オホヒミヤ)塚を限るとありて、覆宮は即意富比宮なり、塚今五日市金ヶ塞に在り、されば意富比神社は中世退轉したるなり。○舊事考に、船橋御厨、文治二年院御領たりしを疑ひ、院は太神宮の誤かと云はれしは非なり。中世莊園の習として、本家職を院宮權門に附したる者、毎にこれあり、何の疑あらんや。

「下總國船橋御厨、六ヶ鄕田數之事、
一六鄕本は二百町也
東船橋百六町六田大　西船橋九十三町三田小
此内わける事
廿七町七田はん　湊鄕　四十二町四田はん夏見鄕
廿三町一田小　金曾木鄕
一六鄕六十町の時は三十一町東方廿九町西方
此内わける事
八町三田三十分　湊鄕　十三町一反はん十四分夏見鄕、一町一反はん四十八分金曾木
十六町　宮本鄕　十五町　たかね鄕米ヶ崎七くま
應長元年辛亥十二月廿日」

天照大神寄進狀
右下總國葛飾郡、六鄕之四至、東限覆宮塚　南限海、西限□河弁寄□、北限石□□
平滿胤私領國也、依由緒有、大神宮江奉渡、任恒例、天下泰平國土豐饒、可有御祈念、仍子々孫々不可相違、寄進狀如件、
□□年己卯四月十六日　平　滿　胤(判)

成田參詣記云、寄は當時の俗字なるべし、滿胤は千葉正統の十代にて、應永三十三年卒す、此六鄕はもと御厨なりしを、祖父貞胤か、父氏胤の世に押領しけるを、應永六年に、由緒を運ひて返納したるなり。

大結(オホヒ)

延喜式に、下總國大結馬牧と云ひ、又葛飾郡意富比神社と云ふも、大結牧に在りしならん、中古其地は伊勢の神封と爲り、船橋御厨と稱ふ、大結牧の名を廢せるは、蓋之に由る。神風抄に二百丁とあれば、廣大の田野を占め、東鑑には一時、院宮御領たりし由も見えたり。然るに後世意富比神社も廢し、今は僅に船橋太神宮に、意富比神を合祀するのみ、其舊址は覆宮塚と稱し、金ヶ塞に存す。但し□書に、承和二年官符を引き、太日(フトヒ)河を大結の船橋にあてんとせるは誤れり。高橋氏文に、景行帝葛飾野行幸の事、□□に安房□島□にて「安房大神を御食津神と□まつりて、□日□なし大膳として□□□□□□事を□□たるに據り、此大結な□□事□に□□せる□□□ぜる人あり。蓋大結は大膳職の大炊に同く、大火の義にして、古人亦御食津神を祭れること、疑な□□□□、此を以て直に景行帝の□島□の□□の□□あり□□□□は□□□し、又□□□太神宮を□□て、意富比神社と□一なりと思惟するも非なり。

（意富比）（覆宮塚）

□□志料云、兵部省式、下總國大結馬牧、又□□□□□宮寨、富□奈、馬三匹、大□馬八匹、以下總國疋馬進充」神名式葛飾郡意富比神社、意富比神□見三代實錄、貞作豊宮、見千葉滿胤寄進狀、□□□□□□□□□、船橋□神明、大結蓋□意富比也、又按、高橋氏文曰、景行帝居安房浮島行宮、□千鳥□□、□□□□□□□□□事、乃以安房大神爲御食津神、今祭大膳職者是也、」蓋建炊舍于此、祀御食津神、□□大炊神□、後取名□□、常陸風土記「信武□、□相鹿□□、置炊舍于此、因□大飯之義、名大生之村」□□□「名多□氏人、作大飯、□□□□、特賜□名、□□□□」□□□□即大飯之義、意富比其假借字。

海神(ワタツミ)

今東西の二區に分れ、東海神は船橋町へ入り、西海神は葛飾村へ入る。九日市の西北に隣接し、古文書に西船橋□湊鄕といへる地なり。□□□は□□□の□□にて、海神を祭れるならん、地形は古今の差異あるべきも、大略九日市場より西海神までを湊鄕と判別せられ、龍神宮は今西海神村に屬す、船橋大神宮の西北半里

海神(ワタツミ)社は俗に龍神と云ひ、村家の傍に在りて、境内狹小なり、葛飾記及び江戸名所圖會に、之を□須□明神なりと云ふは疑ふべし。○江戸名所圖會云、西海神村の□須波明神は、□宗大覺院奉祀し、□□□□を祭るといふ、當社に小祭さしと言ふことあり、族たへんとする人、當

（龍神社）

途に此阿須波の御神に、小柴を奉りて、長途の安全を祈りまいらすると傳ふ、歌林良材に「下總國阿諏波宮とまをす社は、神の齋にて小柴を立て、祈る事ありと云と、云々」名寄に「今さらにいもかへさめやいちしろきあすはの宮に小柴さすとも」後頼「わかるれどあすはの神はかへらなん手向をつとに小柴さしつゝ」○今按、社頭に小柴さすことは、元阿須波神に祈りごとする作法なりしを、此にては海神なるに、其社へも小柴さゝるにより、後人誤り認めて阿須波神に混淆するならん、成田參詣記には、龍神社を阿須波神と混同するは非なりと判斷せり、印旛郡公津の條に參考すべし。

夏見（ナツミ）

今七熊、米ケ崎、高根（タカネ）、金杉等と相合せ、八榮村（ヤサカ）と改稱す。船橋市街の北、鎌谷驛の南にして、古の船橋御厨の鄕內とす、即御鳳抄に夏見御厨とも云へるは是が故なり。

（高根）

一說に、船橋神明は初め夏見に在りと云ふも、後人の附會に似たり、本御厨の庤の宮は、船橋に在りしが故に、船橋御厨とも云へる者のみ。御厨六鄕の一なる米崎（コメガサキ）は夏見の東に接し、米崎の北を高根とす、共に應長元年文書に見えたり。

金杉（カナスギ）

今八榮村の大字とす、船橋の北一里、御厨應長文書に金曾木と載せし者是なり。金杉の東北に連なる二和（フタワ）、三咲（ミサキ）の二新田は、地形全く鎌谷村の中に在りて、舊小金原下野の墾開なるが、如何なる故にや今八榮村に屬す。○慶應四年閏四月三日、佐土原藩兵、八幡の方面に當りて砲聲の起るを聞き、急に鎌谷の陣を發し、途上東軍に遇ひ、銃戰方に起る、東軍金杉村の隴畝中に、巨壘を築きて砲を備へ、兵士二百餘人壘前に排列す、官軍頻に臼砲を放ち、猛進して壘中に入る、東軍支へずして走る、尋て官軍斥候を發して、船橋の敵勢を窺はしめ、一面は海路より船橋の背に迫り、一面は本道より、一面は間道より進む、此時東軍の八幡及び貝塚の官軍を破りし者、相合して力戰、家屋墻壁に據り官軍を防ぐ、官軍逆戰の餘、疲憊殊に甚し、因て急に火を市街に放つ、風勢稍迅煙焰天に漲ぎる、東軍遂に市街を棄て、大和田驛に走る、四日、官兵進みて撿見川に至り、五日、佐倉に達す、而して敵騎を見ず。

栗原鄕（クリハラ）

和名抄、葛飾郡栗原鄕。今葛飾村、船橋町八榮村、塚田村、大柏村、中山村、八幡町等にあたる。小栗原、及び本鄕てふ大字の、葛飾村に存するは、古鄕の遺蹟なり。

成田參詣記云、總社明神は栗原本鄕村に在り、總社とは昔國守が、其國の官社を府中の邊へ合せ祭りて、參詣の便にせられし者なり、今昔物語、吾妻鏡其外にも見ゆ。

今按、此總社は船橋驛の西北三十町許、國府臺の東南一里半、いささかなる小祠なり。國府臺にも六所明神ありて、諸國の習例、總社を六所とも云ふ、即鎌所の義なり。されば當國にて正しき一國總社は、國府臺の六所宮にして、栗原のは後六所を勸請せる者ならん、或は云ふ、栗原のは葛飾明神とも呼ばれ、一部の總社なりと、然らば栗原鄕は郡司の居れる地歟、畢竟するに一國の總社には非ず。

印內（インナイ）

今寺內、古作、本鄕、二子（フタゴ）、小栗原等と相合し、葛飾村と改む。船橋驛の西北、丘陵に據り、大路之を貫通す總武街道なり。

印內と本鄕の間、大路の傍に小池あり、土人或は之を以て勝間田（カツマタ）池と爲す、八雲御抄に、下總國勝間田池と載せたるに由る歟。（印旛郡勝田參考）○寶成寺（曹洞宗）は栗原に在り、慶長年中、成瀨吉左衞門正一の置く所にして、其墓存す、舊寺領三十石。正一の子小吉正成は、尾張侯義直の家老と爲り、犬山城を賜り、隼人正と稱す、子孫封爵を世襲す。

貝塚（カヒヅカ）

今行田と相合せ、塚田村と改む、葛飾村の北、金杉の西にして、法典新田と接したり。

（法典）

法典（ホウテン）は藤原新田とも稱し、中山村より鎌谷驛、白井驛への通路にあたれり。

鎌谷（カマガヤ）（釜谷）

今鎌谷村と云ひ、粟野、佐津間、道野邊、中澤及び小金下野の新田（初富）をも管內とす。船橋の北二里、中山より白井、木下に向ふ通路にあたる（謂ゆる香取鹿島道）を以て、原中に小驛家を成す。大抵鎌谷を小金下野の眼目と爲し、曠野西北に亘りて、小金驛に至る凡二里半、東南は千葉郡大和田原、習志野原に至る又二里。

木曾路圖會云、釜谷驛は家居まばらにして林園多し、驛を出て釜が原てふ所、曠々として野飼の駒あさり遊べり。○寛政六年香取日記云、鎌がや宿を行盡して、いと廣きあら野に出づ、しげみが中をのみ分來し目には、驚かるゝばかりになん、こゝかしこに駒どもあさり居り、遙かに鹿の群れ行くも見えて、いと珍らし、千草の秋思ひやらるゝ野原なり、

眞萩原まだうらわかし行く鹿のむなわくばかりいつかなりなん、　春海

かつしかや野邊のさをしか聲たてゝ妻とふ秋はわれも問みむ。　千蔭

粟野（アハノ）

今鎌谷村の大字なれど、舊相馬郡界に接する小部落なり。奧州相馬文書に、相馬郡內粟野村を、建武三年、相馬重胤の遺跡として、光胤之を傳領したる由見ゆ、即是なり。

中山（ナカヤマ）

今若宮、高石神、鬼越、北方（ボッケ）等をも合して中山村と云ふ、葛飾村の西北に接し、其田宅相夾雜したり。總武の大路より分れて、鎌谷、白井を經て、木下（下利根）に至る者は、中山村の高石神にて左折し、法典原を過ぎ、鎌谷に達す二里。

永正六年紀行東路徳云、あへの■橋の邊り、中山の法華堂の本妙寺に一宿して、翌日一折など有りしかど、發句ばかりを所望に任せて、

杉の堂やあらしの後の夜半のいさ　　宗長

其の夜のあらし烈しかりし事迄なり、けふは殊に日も長閑にて、鳥佛の淸音の如し。

法華經寺（ホツケキヤウ）

中山村に在り、日蓮宗の大本山にして、身延、池上等と並稱せらるる大坊なるが、今は該宗四大本山の一たり。此寺近世には寺領五十石、獨立の一本寺にして、他に依屬せず、門末より輪番保持したり、蓋し慶長以後の制なり、明治三年、更に輪番青山、終身住職の制に就けりと云ふ（西京頂妙寺、本法寺、堺津妙國寺を輪番の三寺とす）五層塔（元和八年修）祖師堂（元祿十五年修）鬼子母神堂（五間四方、鎌倉より古堂を移すと傳ふ）法華堂（蓮祖最初說法の堂宇と稱す）本院（書院、對面所、方丈、寶藏等）塔頭（法華堂舊址）以下、末院遠壽、安世、淨光、寶宮等の數十區あり。

舊事考云、中山堂は中世僧遠壽にて住持せしが、十二代日珖（慶長三年寂）に至り、請借を以て入寺、中興す。今按、中山堂は法華寺、本妙寺の合併跡なりと云ふに據りて、之を推すに、恐らくは天平の國分尼寺なるべし、國分尼寺は法華寺と號すること、諸州に其例あり。

成田參詣記云、應永二十七年、千葉胤胤文書に「下總國八幡庄本妙寺、法華寺弘法寺三ヶ所者職」云々とあれば、舊名本妙寺なるを、後二號を合して、本妙法華寺と稱し、中山村なれば、正中山と唱へたり、是れ宗祖日蓮、最初弘法の道場にて、開基富木播磨守（常忍）は因州富城の人なり、此地に來住して後、鎌倉に仕へしが、弘安の昔、日蓮上人に歸依し、薙染して日常と號し、己が住宅の地を喜捨す、或書に曰、太田五郎左衞門乘明、日乘の教なりけ、自から居宅を轉して佛宇とし、正中山本妙寺と號すと云々、乘明は中山民部少輔康連の子なり、今の本堂の地は、此乘明が宅地にて、本妙寺址なり、鎌倉大双紙に「千葉介宗胤は三井寺にて討死し、貞胤は北國落までは宮方にて、新田義貞の御供にてありしが、後心ならずして、尊氏の味方になりける、舍弟胤貞は終始宮方にて、千葉にありけるが、宗胤の子息日祐上人、法華宗の學匠にて、下總國中山の法華經寺の中興開山なり、是により胤貞より中山七堂建立あり、五重の塔婆を建てらる、其後胤貞上洛して吉野へ參り、西征將軍の宮下向の時、御供して九州へ下り、大隅守に補任し、肥前國をも知行しけり、日祐上人も九州に下向し、肥前國松王山を建立して、總州の中山を引て、末の代まで此山と中山と、兩山一寺と號す」云々。「房州本妙寺經血脈に、日蓮の弟子日頂を「伊豫阿闍梨、中山」と注す、中山堂の開祖にて、日常に同き■、而も本寺記には、日常の養子を日頂とし、世數に入れず、怪むべし。又正中山緣起には、下州谷中鄕中山村の太田金吾殿の客人、富木三郞左衞門尉常忍、建長五年、船橋浦にて蓮祖に値遇し、遂に若宮井戶にて說法ありて、富木殿、太田殿、曾谷殿以下受法する由を云ひ、說法最初の地と稱す、日常の次を日高、日高の弟子を千葉日祐とす。別本緣起に、曾谷氏名は教信、日高は太田乘明の子と云ふ、

「讓狀、所々堂舍、並田畠等事、
若宮御堂　中山坊　若宮別當井彼岸田
半尾堂內權守四郞名　谷中鄕絕平三名
右所々者、以大輔房日祐、讓與之畢、於在所者、任先例、可奉勤行者也、仍讓狀如件、
正和三年甲寅四月廿一日　日高（在判、■■■■）」

「奉寄進
妙見御神田、合二町事、下總國八幡庄谷中鄕內、奉進所也、仍狀如件、
元亨二年十二月一日　平胤貞」

「八幡庄若宮戶村內、法花寺堂敷、並畠事、如本不可有相違之狀、如件、
建武二年三月六日　　貞胤
大輔阿闍梨御房」

「中山御本尊、十羅刹女御影、
下總國田地、■■田、■■■、■■■■、所令寄進也、如件、
建武三年四月三日　平胤貞」

「讓與所領事
右令大輔阿闍梨日祐、讓與下總國八幡庄內谷中鄕事、在若宮鄕內、於中山堂敷地、並免田畠等者、亡父胤貞、讓與子息等、讓與事、仍彼公方之役、堵上者、不及子細、其外取彼一圓、（但■■堂■■）、八幡庄■■行分、寄之　大輔阿闍梨日祐仁、永代所讓與實也、早則日祐爲代々之菩提、殊者爲胤繼現當二世所頓處獻也、若者子々孫々中、若背此趣、致違亂之輩者、永爲不孝之仁、不可知行胤繼遺跡、仍爲後日、讓狀如件、
觀應三年壬辰六月廿九日　大隅守平胤繼」

「中山本妙寺者、當法印日常中、下總國八幡庄眞間弘法寺本尊、聖教御堂、並敷地等事、開山本寺、在日常者代々先師置文、引分門徒、向背師匠之條、希代所行也、所詮任去永德二年十二月晦日御教書之旨、可沙汰附所持地所帶等於本妙寺之狀、如件、
明德五年六月廿七日　平滿胤」

寺中に日高上人の墓碑あり、高四尺四寸幅一尺八寸、日高の筆にして、■■■にて、■日常並及び信徒男女の名を刻む、年月なし、其傍に永仁四年、■■六年辛丑、正和三年以下の古碑多し、■■■に據れば、正和五年、元德二年庚午、康永三年等の古碑ありと）

法華堂は一に四■堂と稱す、十羅刹女堂の北に在り、正

中山縁起に「大聖人百座御說法被遊處、若宮中處也、今者大聖人御石塔有仔細、當今地引給也」もと若宮にありしを、今の地に移したるものとぞ。

錢四貫をもちて、一間四面、第一の法華堂造たりと、靈山淨土に御まゐり候はん時は、申あげさせ候へかし、恐々、

十月廿二日　　日蓮(判)

進上、富城入道殿、御返事、

鬼越(オニコシ)　今中山村の大字とす。近傍の者操に係る葛飾誌に、鬼越村とは、往昔異國の人が、鹿島神に奉伐して通行きし地なれば、其名あり、云々。すべて葛飾記の一書、妄誕多く、古傳にもあらぬ新意の附會を為し、不[illegible]まれる者とす。

高石神(タカイシカミ)　今中山村の大字とす、古祠殿に出でし地名なり。俗說、此神を永祿中國府臺に戰死せる、正木大膳時綱を祭れりと云ふは、甚しき誤謬ならずや。葛飾誌の捏造に出づ。○江戶名所圖會云、高石明神社は、里見安房守義弘の弟、南總大多木城主正木內膳亮時茂の遺骸、神體に劍を帶せし馬上軍神の像なりといふ、されど永享二年平胤貞より日祐上人への狀に、八幡庄內にて高石神村の地を寄附するとあり、又下總國八幡庄、高石神南方、中島內坪付」とあり、○成田參詣記云、高石神の真福寺に、元弘の石碑あり、高三尺七寸、幅一尺一寸餘、

南無多寶如來南無法主聖人　　銘日祐書之(同)

南無妙法蓮華經　(同)先師日高聖靈成等正覺

南無釋迦牟尼佛南無日高聖人元弘二年壬申七月

大野(オホノ)　今柏井、奉免と互合せ、大柏村と云ふ、中山の北一里半、鬼谷村の西に隣れり。小金原に連亘する地なれど、古の葛原郷內の聚落ならん

奉免(ホウメ)　又奉目に作り、大野の南にして、中山の北一里、安樂寺あり。上總長柄郡にも法日の村名あり、同語なるべし、其義を知らず。[illegible]稅奉免、又は埋帆の意には非ず、猶考へよ。○地理志料云、下總國分尼寺、未詳其址、中山守所藏、千葉胤胤文書、載「八幡荘木妙寺、法華寺、寺務職事」今合稱木妙法華經寺、尼寺號法華滅罪寺、所謂法華寺即其遺址、傍有奉目村、安樂尼寺尚存、可以證、○又日、南葛飾郡小松川普賢寺、藏皇后光明子鋼像、背其寶字四年六月、下總國國分尼寺、別當傳燈大法師某等數十字、文政中得地所得、今在普賢、是尼寺遺物也、附存之

八幡(ヤハタ)　今八幡町、八日市場町、中山の西に連接し、驛亭市の狀あれど、太閤寂なり。街道の北は地勢稍高く、白山頭陵し、園地果樹を植ゑたり、南は卑低の水田遠く開け、行德濱を平望す、

成田參詣記云、八幡宿は江戶より房總往來の驛頭なれば、特に江戶道中奉行の支配とかや、一說に、延喜式の井上驛を、此地の舊名かと云ふ、眞間の入江より水を堰き入れて、船橋の方へ通し、此地は其井の上なれば也。(今按、市川驛の南より八幡へ溝を通り灌漑せり、されど之に因りて井上の驛をも此ならんと判斷するは誤れり、井上は武藏より下總府に達する驛頭なれば、葛西の地たらざるべからず)○八幡は庄名にも呼ぶ、中山常觀應三年文書に據れば、此一庄內、眞間堂寄進地と、八幡社家領行分とを除けば、皆中山常領たりき。國府臺より中山まで、一帶に八幡庄に籠めたる者にて千葉胤貞日記云、八幡といふ所をゆくに、麥の穗なみ色づきわたりて、苗代小田に蛙こゝら鳴く、そこにうしはきいます神の御社に、[illegible]年の春夫[illegible]の男[illegible]れたりしな堀[illegible]たりときけば、[illegible]、こゝにさき[illegible]記にもつ[illegible]ぐに記さず、鎌が谷の宿までは、松榛原しのなど生茂りたり、○江戶名所圖會云、栗田、真間より八幡へ行道の間にあり、[illegible]月の花盛に、雪を[illegible]くに似たり、李太白の詩に梨花白雪香と賦したるも諾なりかし。

葛飾八幡宮(カツシカ)　八幡町の北なる林中に在り、舊社領五十二石、地方の一名刹とす、元亨元年鑄造の梵鐘あり、其識文に曰く、(江戶名所圖會云、葛飾八幡宮、別當は天台宗にして、八幡山法漸寺と號す、古鐘一口、寛政年間、枯木の根を穿ちて是を得たり、其高三尺七寸あまり、龍頭の傍に「[illegible]永二十一年午、三月廿一日」と彫付てあり、土中へかくし埋めける時、其年號月日を刻めるにや)

[illegible]、治[illegible]、大日本國、東州下總、第一鎭守、葛飾八幡、[illegible]普薩、[illegible]開寛平、宇多天皇、勅願社壇、建久以來、右大將軍、崇敬殊勝、天長地久、前[illegible]臣、[illegible]逵逵村、魚虫性動、鳧鐘曉聲、人獸眠覺、金磬夜響、永[illegible]、能證菩提、元亨元年辛酉、十二月十七日、願主[illegible]、[illegible]丸子眞吉、別當法印智圓。

[illegible]中の[illegible]建にや、諸國々府には必八幡宮ありて、俗に、[illegible]鶴岡宮に擬したりと云ふこと、一般の[illegible]なり、而も此に宇多天皇の勅願と稱すは、疑なきにあらず。舊史に參攷するも、其說を得ず、恐らくは、もと國吏土豪の類の私建に出でしも、建久以來、武家の崇敬[illegible]はりしより、公衆の[illegible]仰ますます[illegible]く、遂に其創建を[illegible]して、[illegible]建とも爲すか。但し東[illegible]文治二年の條に「下[illegible]八幡、二位大納言家領」と載せ、當時已に封邑を有したる大社たるを想ふに足るのみに非ず、[illegible]倉以前の創建たるを見るべし。(此社前をば八幡庄と云へるなり、又中山の[illegible]八幡といふは、本社の別稱なり)因りて更に、[illegible]國府八幡の[illegible]を通考するに、大[illegible]平[illegible]の時に在りて、寛平の比なりしこと、推斷して可なり。○相馬日記云、八幡の中の[illegible]に、馬手の方[illegible]に在て、おくまりたる[illegible]なり、八幡宮は一宮、國分二[illegible]、安國寺などのやうに、いづれの國にもありといへり、安國寺は足利等持院殿の世に建られし事、空華集や梅松論にしるしたれ

ど、八幡のさゞはものになさ〳〵見えず、これは源家崇敬の神にましませば、武家の二品、國々の守護職におほせて、いはひまつられしにてもあるべし。

下總國葛飾八幡宮別當職事、以大輔僧正上智譲、所被補任也者、依仰如此、仍執達如件、

正和五年十月五日　　左馬權頭(花押)

武藏守(花押)

大輔法印御房（成田參詣記）

（不知森）

葛飾八幡の前方に不知森（シラズノモリ）あり、俗稱八幡シラズと云ふ、其地四方二十歩許、柵を結びて出入を禁しむ。蓋各地古墳もしくは廢宅の、後人の毀損を禁戒する者、往々不知（シラズ）の名を命じて、怪異を說く、是も其一例とす。○成田參詣記云、八幡不知森は往古八幡の鎮座の地なりとか、今森の中に稲荷神の小石祠あり、或は曰く、此中より土偶人あらはれしことあれば、古代の墓にして、土偶は殉葬のものならんと、里人の常談に、此中に入れば必祟ありとて、垣を繞らして入ることをゆるさず。

宮久保（ミヤクボ）　今八幡町の管内なれど、離れて北方半里、貝塚山の南端を占むる部落なり。往昔眞間の入江は此邊まで汎濫し、國府臺より栗原郷への通路は、入江を避けて、宮久保の邊を迂回せしならん、眞間の繼橋の條を參考すべし。

餘戸郷（アマベ）　和名抄、葛飾郡餘戸郷、○今詳ならず、行德の邊をさしたる歟。栗原、豐島二郷の南西にして、江海の間なる斥鹵を占めたり、名義は豐島の剩餘とするも可なれど、海部(アマベ)とするも妨なし。

行德（ギヤウトク）　今行德町、南行德村の二に分つ、人口一萬二千、驛近の諸部を併せたる總數なり。本行德（ホンギヤウ）宿は八幡町の南一里、江戸川の東岸なる水驛にして、東京江東（本所深川）の運渠小名木（ヲナギ）川の通路にあたり、關宿、松戸等の利根川筋、及び下總、佐倉、木下方面の陸路をも控へたれば、頗四達の走集たり。但し今鐵道之を經由せざるを以て、稍鉄くる所あり、船橋へ二里、市川へ一里半。

北條五代記、「慶長の今は、諸國治り、天下太平、四海遠く浪のうへまでもおだやかにして、靜なる御時代なり、然れども兵船多く江戸川につなぎ給ふ」としるせり此江戸川はいつこにや、させる跡さだかにはしれねども、おそらくは今の隅田川にや、近世江戸川といふは、新利根川のことにて、眞間國府臺の下を流る、此川は關宿以上、上野、下野より、江戸への運漕の川故、しかいへり、下は行德にいで海に入り、其より横に續きて、小名木川通り、淺草隅田川へ續けり、是をも江戸川といふなり。〔類聚物名考〕

本行德（ホンギヤウトク）　行德町の中央にして、江戸川に臨み、南は關ヶ島、伊勢宿、北は新宿、河原、大和田、稲荷木（タウカキ）連續の一巷を成す。○行德浦とは本行德宿の東、船橋驛に至る間の斥鹵にして、妙典、田尻、高谷、原木、二俣等の數部落ありて、其汀には鹽田を開きたり、是等今皆行德町の管内とす。

（行德浦）

俗に行德、船橋の濱を袖の浦と云ひ、之を歌枕に入りたる葛飾浦なりとも說く。○地理志料云、行德關、見香取神宮至德四年官符、今關島村、即其地也。

（關島）

千蔭香取日記云、小名木川をこぎ行く、そのかみは此處も田ゐにて、苗代の小なぎが花とよみし、み草もや生たりけん、今は左り右りに家居たちなみて、舟ぎはふつとぐなりにける、下つ總の葛飾の入江に舟はてたり。

欠眞間（カケママ）　今行德町、伊勢宿の西南に離れたる汀の諸部落、押切、湊村、欠眞間、新井を合併せしめて、南行德村と云ふ、欠眞間は本行德を去る半里、江戸川を渡れば葛西（カサイ）(今南葛飾郡)の逆井に達する直徑あり、一里半許、對岸は今井、[illegible]田なり。

猫實（ネコザネ）（堀江）　今堀江（ホリエ）、當代島と相合せて浦安（ウラヤス）村と云ふ、[illegible]なる港灣にして、南北一里餘、東西十町乃至二十町、江戸川の河門左岸の地なり、[illegible]門には[illegible]あり[illegible]て、遠く南に張り出て、品川沖と行德、船橋沖を[illegible]す。

市川（イチカハ）　今市川町と云ひ、眞間、國府臺、平田をも合せ、人口四千。鐵道本所（兩國橋）より六哩半、千葉へ十五哩。江戸川の東岸にして、[illegible]江戸より直に達き、平田（ヒラタ）を經て八幡まで、大略門戸相並ぶ。

市川宿は江戸幕府の時、其江頭對岸(小岩)の地に關柵を置き、往來出入を譏何したるを以て、房總常水陸の行客は、常に驛中に稽留したり。市川とはもと江津の名にして、市川の渡と云ふは、即江戸川（古名太井川）の津なり。されど義經記に、松戸庄市川と云ふ所と載せ、國府臺の城を市川城とも唱ふれば、往時は江上の總名にも呼びしなり。而も近世の市川宿は、眞間川（古の入江の跡）の南なる田野の中に在りて、往時の津頭邑落にはあらず。往時の市川は寧眞間川の北なる高地に係りし總名にて、松戸まで及ばせり。今の市川宿は、近世の宿驛にして、天正以前の津邑にあらざる也。○戊辰の歳四月、江戸の士江原周甫、撒兵百餘人を率ゐて八幡驛に入る、備前藩兵督府の命を以て進擊、江戸川を渡り至る、東軍敢て抗せずして佯り降て乞ひ、且兵器を致すの約を定め、船橋驛に退きて銃若干を送致し、廿九日中山に轉し、更に黨與を嘯集し、營寨を張る、閏四月三日曉、東軍急に迫り、八幡及び[illegible]を襲ひければ、官軍狼狽倉皇す所を知らず、退きて市川驛を保つ、溺死する者算無し、[illegible]、悉く潰奔に走る、適援兵松戸驛より來り加はり、遂に市川驛を復す。○元禄年中紀行常陸帯云、行德と云ふ所にて舟よりあがり、市川の渡しをなに見て、下總の國府の臺へ登る、是は北條の氏康が八千の人數をもて、南上杉八萬の大軍を破りし

古戰場也、「萬骨枯れて一將功成りし」、空しき名のみ傳はるこそ痛はしきさまなれ、總寧寺は通幻和尚の開基とかや、境靜かに寺古りて、いと殊勝なり、寺前の馬場より東は、小松原を疊みて、霞める空に接きたり、西を顧みれば、江戸表遙かに見渡さる、南の端れより直に眞間山へ分入りぬ、本堂より初め眞間の井、手兒奈の明神など參詣して、繼橋の舊跡を尋ね、皆古き名所なれば、默止し得ずして、

　通ひこし手古奈の契り絕果てゝ名のみ昔のまゝの繼はし。　朴　翁

平田（ヒラタ）　今市川町の大字なれど、市川宿の東に在りて、八幡町へ連接す。千葉系圖に平田胤俊あり、この在名を取れるなれば、亦古村なるを想ふべし。胤俊は左衛門尉に任じ、立澤四郎太郎胤義の子なり。

根本（ネモト）　市川宿の北、眞間に至る間を云ふ、○江戸名所圖會云、根本橋は市河の渡口より總寧寺へ行く間の小川に架す、此地を根本といふにより號とす、橋下を流るゝは眞間の入江の舊跡より發する所の水流なり。○成田參詣記云、市川村の小字に根本といふ地あり、昔根本寺ありて弘法寺の支院なりしとぞ、永享十二年胤直文書に「眞間根本寺別當職」、享德五年胤房文書「眞間根本寺」、輔胤文書眞間法華堂、根本寺一と見え、寺記に舊天台宗にてありしが、權大僧都了性、富木胤繼の問難に負けて退院せしが、それより日宗となるといふ。

眞間（ママ）　今市川町の大字に呼び、市川宿の北、眞間川の岸にして、國府臺高地の岬端にあたれり、眞間とは俗字に墟と云ふに當り、高峯崖頭の地をいへり。此地は古國府の近郊にして、手兒名（テコナ）の遺事を傳へ、眞間浦、又入江、濱、井、磯、繼橋など、多く歌詠に入りしを以て、當國第一の名所としたり。又間々、麻萬、眞々等にも作る、

(々間)

　詠勝鹿眞間娘子歌一首、並短歌、　高橋虫麿

鷄が鳴く、吾妻の國に、いにしへに、有ける事と、今までに、絕えず言ひ來る、勝牡鹿の、眞間の手兒奈が、麻衣に、青衿着け、直佐麻を、裳には織りきて、髮だにも、掻き梳らず、履をだに、着けず行けども、錦綾の、中につゝめる、齋ひ兒も、妹にしかめや、望月の、足れる面輪に、花の如、咲て立てれば、夏蟲の、火に入るが如、水門入に、船こぐ如く、よりかくれ、人の言ふ時、幾時も、生けらぬ物を、何すとか、身をたなしりて、浪音の、騷ぐ湊の、奥津城に、妹のこやせる、遠き代に、有ける事を、昨日しも、見けむが如も、念ほゆるかも、

　勝牡鹿の眞間の井見れば立ちならし水汲ましけむ手兒名しおもほゆ。

　過勝鹿眞間娘子墓時、山邊宿禰赤人作歌、

いにしへに、有けむ人の、倭文幡の、帶解き替て、廬屋（フセヤ）たて、妻問しけむ、勝牡鹿の、眞間の手兒名が、奥津城を、こゝとは聞けど、眞木の葉や、茂りたるらむ、松の根や、遠く久き、言のみも、名のみは吾は、忘らえなくに、

　吾も見つ人にも告けむ勝牡鹿の間々の手兒名の奥津城處。

成田參詣記云、手兒名は手兒女にて、手を離しかぬる愛女をいふ、抑此手兒女が入江に身を沈めたるは、何の時代にや有けんと尋ぬるに、賀茂氏萬葉考に、赤人の歌は奈良朝の初代の詠なるに、其詞に「古昔に有けむ」などいひしからには、此娘子は飛鳥岡本宮の御宇の頃にありしなるべしと云ひ、又萬葉略解に、本居氏の説を擧げ、此歌は手兒女在世の時の事にあらず、古の間々の手兒女な、吾に似たりと人のいふは誠か」と悅べる女の歌の意なりと載す、後説の如くなれば、古の手兒女は、古縁起に允恭帝の時の人と云へるによく叶へり、其奥津城處は、今弘法寺の樓門に向ひて、右側に老松あり、是れ墓の標にて、中古一度枯れしを植替しにや、今ある松は八百年も經ぬらんと見ゆ。

　可都思加の麻末の手兒奈をまことかもわれによすとふ麻末の弖胡奈を、

江戸砂子云、眞間山弘法寺大門の松並木を入りて、小川に橋かゝる、渡り四五間ばかり、石階の下、東の方に手古奈明神の堂あり。〔北總詩誌云、眞間弘法精舍、庭有老楓、詞人所豔說也、磴下細流、架略彴、是所謂繼橋、其傍有手兒奈女祠、

　風飄楓葉[illegible]、[illegible]錦[illegible]斑委碧灘、不說龍田紅纈水、傚他手女日腊看、

(田和須)

眞間川（ママ）　二源あり、一は鎌谷の邊に發して西流する者と、金（カネカ）迫（サ）の邊に發して南流する者、二條の野水、各二里許にして、須和田（スワダ）に至り相合し、眞間を過ぎ、江戸川に入る。須和田以下二十町許の間は、沼澤相連なり、往時は太井川の一支灣にして、謂ゆる眞間の入江は此に外ならずと知るべし。

　勝牡鹿の眞々の入江に打靡く玉藻苅りけむ手兒名しおもほゆ、〔万葉、　赤　人

　眞々の江や玉藻かりけん面影もほのかにうかぶ春の夜の月、　千　蔭

眞々入江（マイリエ）　成田參詣記云、眞間の入江又浦といへり、眞間村にそひて、須和田村へ打廻しある所の沼澤、これ即古の眞間の浦なり、此南の方に細流あり、猶南方の汚田も、昔は入江の内なるべし。

　可豆思加の麻萬の浦まをこぐ船のふなびとさわぐ浪たつらしも、〔万葉〕

　可豆思賀の麻萬の手兒奈がありしかば麻末の於須比に浪もとゞろに、〔同上〕

(浦葛眞)

此浦は往時船ども出入し、波浪も高く起ちし程の大江なりし事、擧げたる歌にて知られたり、於須比とは礒邊なり。

繼橋（ツギハシ）　今弘法寺の門前を游、市川宮より八町許にて、眞間川に在り、之に架せる石階の一段を繼橋の古跡と號す。（或は眞間川の支派にて、石階の下なる、小溝なる小橋とも云へり）されど往昔の形勢を推すに、眞間山一帶の南は入江にして、船も出入して、波浪の高く起らし様、已に萬葉集中に見られたれば、其間に繼橋をわたしゝ由なきが如し。〇萬葉集十四に收めたる下總國歌に、

足の音せず行かむ駒もが葛飾の眞間の繼橋やまず通はむ、

とあるを本歌とす。其意は（略解云、川のせまきには板一枚打渡して足れども、廣きには川中に柱をむかへたてゝ、それに横木を結て、板を長く繼ぎて渡すを、繼橋といふ）長く數間の板を繼ぎたる者と聞こゆれど、此入江にはかゝる橋は渡し難かりけん。且當時眞間山、須和田の方より宮久保の邊を迂廻して、八幡中山へ往來すれば、入江を横絶せずして、通路自在なりしと想定せらるれば、繼橋と云ふ者も入江の東にして、宮久保、須和田の邊、入江の淺き所を瀬として、繼橋をかけられしならん、今謂ふ弘法寺門前は、古の繼橋の遺されし場所に非ず。〇又按、更科日記に眞野の長者、又眞野にて深き川を渡ると云へるは、眞間の入江の事なるべし、又水中に柱ありと云ふも、繼橋の朽ちて遺れるにあらずや。

昔下總の國にまのゝ長といふ人住けり、引布を千むら、万むら織らせ、曝らさせけるが、家の跡とて、深き川を船にてわたる、昔の門の柱の、まだ殘りたるとて、おほきなる柱、川の中によつたてり、人々歌よむを聞て、心のうちに、

くちもせぬ此川はしら殘らずば昔の跡をいかてしらまし。

されど本書記載の次第は、千葉郡濱田の邊とす、不審。

〇相馬日記云、繼橋は弘法寺の門の小川に渡せる橋なりといふ、按に、繼橋は木竹にもあれ、舟筏にもあれ、つぎならべて造りし橋なれば、かゝるさまにはあるまじくや、まゝといふも土の心まゝに崩るゝ所ならんとおぼゆるに、今の國府臺は太井川（フトヰ）に臨みたる岡にて、水の心まゝに崩るゝ壇なれば、里の名にもおひ、この太井川に繼渡せる橋なれば、つぎはしともいふなるべし。

下總の守にまかりける、任果て登りけるころ、源の俊賴の朝臣につかはしける、　源仲正

あつまちのやへの霞を分け來ても、君に逢はねば、猶へだてたる心地こそすれ、　返し

かきたえしまゝの繼橋ふみ見れば、うちへだてたる、かすみもはれてむかへるがごと、〔千載集〕

下總當事考云、古昔眞間浦、鹽頗廣濶、蒼水淺沙多、土人就其淺所狹處、建柱於水中、架橋續板、以通往來、京人到府者、見以爲奇觀有趣、是所以有繼橋之名也。

弘法寺（グホフジ）　眞間山に在り、南面して眞間川、市川驛を下瞰す、近世は日蓮宗池上本門寺の隸末なれど、本寺縁起には、年の文書に據れば、眞間寺と云ひ、又眞間法華堂ともあり。應永の文書には、弘法寺なる中山堂住職兼帶の由見えたり、創始を詳にせざれど、古刹なること論なし。

成田參詣記云、弘法寺は寺領三十石、池上六門家の一なり、本尊釋迦如來、富城常忍の作にて、仁王門の金剛力士は運慶の作なり、〇日蓮上人の直弟にして、德に異なり、開基富木常忍、開山は日頂上人、伊豫國同國の人、山末時と號す、父は橘伊豫守定時、母は駿河國原朝臣四郎國重の女、懷胎の内定時死去し、富城五郎胤繼に嫁す、此寺もと富家にて堂の舊跡なり、故に弘法寺と號すとかや、寺中に古碑七株あり、正和三年乙卯云々、曆應第二天云々、文和三年甲午云々、明應八天云々、建武二年太才乙亥卯月云々、明德三壬申云々、天文云々。

大持國天　　大廣目天
南無多寶如來　　明應八天己未
南無妙法蓮華經　　日隆上人
南無釋迦如來　　六月廿三日
大增長天

弘法寺古記に、「…年…月、…」云々、大僧門場、應永六年三月、國府眞間法華堂地、云々、下花押、永享十二年十月、下總國眞間、根本寺別當職、云々、眞間「寶徳五年六月、下總國八幡之庄眞間弘法寺、云々、眞房」など數十通あり。〔成田參詣記〕又永仁五年十二月、日常の種類の文書、正和八年日静より眞間日樹へあてたる起請文、日蓮遺書等、數幅を收藏す。

眞間山（ママ）　國府臺丘陵の南端をいふ、即弘法寺東西の地にして、東北は谷、谷の谷を問て、國府山に對したり、標高二十米突。

鎌倉史料云、船橋中山の賊徒、四月三日、拂曉より八幡宿在の官軍を襲撃、大小砲をもつて國府臺を攻撃し、市川宿在の官兵驅付、山の方より砲撃、當時砲戰に及び候、然に眞間山…、官軍市川迄操引に引上げ、眞間山者要地の儀に付、國府を守居、云々。小祠あり、神躰は未年七年の銘ある石碑なりと云、疑ふべし。

六所神社（ロクシヨ）　眞間弘法寺の東にして、古は國府臺の北、國府の惣社に當る、六所宮と稱せられ、然當に六所の總社にして、國司の惣國官社巡拜の處とす。〇成田參詣記云、六所宮は眞間に在り、社領十石、天文十九年の古文書に、印播郡須和田村と記したり、延享四年のものより、葛飾郡と改めらる、神主桑原和泉、古文書數通を藏す。

制札　於于下總國諏訪田、當手軍勢、甲乙仁、濫妨狼藉之事、
右於于此旨違犯之族者、可處罪科狀、如件、
未九月十七日　　（印、里見義通）
府中六所宮　神主

國府臺（コフノダイ）　今市川町の管内にして、驛の北なる眞間山より連亘する丘陵の惣名なるが、特に總寧寺の邊を指して國府臺村といへり、市川宿を去る半里程、下に大江を帶び、高敞比無し。近年臺上なる總寧寺の境内を割き、陸軍教導團を置かれ、今は又砲兵聯隊營所と爲る。

國府臺とは下總府の所在の高地なれば、此名あり、二十米突許の隆起に過ぎずと雖、西方は河水其脚下を流れ、卑低の田野遠く相連なるを以て、著顯して東京、上野、眞土山等と、三里を隔てて、屹然對向の狀を呈す　關東古戰錄に、此地は日本武尊の鵠を見たまへる緣由にて、其名起ると云へるは採り難し　中古以來通じて鴻の臺、高野臺などにも作れり。

（臺鴻）

渡頭雲氣起雄崎、雪浪西東勢欲頽、撃楫中流思往事、滿天風雨暗鴻臺、　吉川　天浦

國府址（コフ）　國府臺の上にして、今總寧寺の地を以て、其址にやと云へり。中古の戰國にあたり、城壘を起して市川城と云ひ、淺津亦此寺邊なりしなれば、蓋府址を轉じて城壘と爲し、再轉して寺觀を設けるなり、六所宮の西北八町。

成田參詣記云、國府址、今國府臺と稱する地是なり、夏相記に「險岸高樓、下帶大河」とは、此地の形勢を盡せり、江戶名所圖會に、國府、葛西の地にあり、永正六年宗長記行に「隅田川の河内にて、葛西の府の内を、半日ばかり、渡ありしなしのぎ、今井と云ふ津より、淨興寺に立よりて」とあり誌とすべしと云ふも、是は庄を府と讀みあやまりしなり。○國郡沿革考云、下總、國郡の制定まる時、十郡を管す、尋いで匝瑳郡を置き、十一郡と爲る、國府は葛飾郡栗原郷に在り、今國府臺村總寧寺、其故址なり。

和名抄、下總國府、在葛飾郡、行程上三十日、下十五日。延喜式、下總、大國、管十一郡。

東鑑云、治承四年九月十七日、武衞不待廣常參入、令向下總國給、千葉介常胤、相具子息太郎胤正、次郎師常（相馬）三郎胤成（武石）四郎胤信（大須賀）五郎胤道（國分）六郎大夫胤頼（東）嫡孫小太郎成胤等、參會于下總國府、從軍及三百餘騎也。

市川城址（イチカハ）　今總寧寺の地にして、古國府の址に就きて築きたりと云ふ。寺の西南に一峰突起、二十五米突の高さに及ぶ、之を半帶とつたふ。（總寧寺の老樹古木を、大田道灌の手植とつたふるも、城址たるが故也）

正木岩松文書、無年號、正月廿日足利成氏狀に、「下總國市河、致合戰、逆徒逃之由、其へ注進到來」云々、是は大草紙、康正二年正月の事とす。

江戶砂子云、總寧寺の後の山は、里見義弘の城跡也と云ひつたふ、又山上に石の唐櫃と云ふものあり、過半埋もれて少し見ゆ、國府臺の事と云ふも此なり、誠に山上より見下せば、利根の江水曝布を引き、不二の高嶺も手に取つべく、葛西の曠地眼下に在りて、佳景なり。○成田參詣記云、市川城は今總寧寺の墟是なり、文明中太田氏の築ける所とも云へど、鎌倉大草紙に據りて、太田氏以前、康正中已に千葉の人々の居れる者とす。○鎌倉大草紙云、上杉憲忠より、今度千葉中務入道了心の子息、實胤、自胤二人を取立てられ、市川の城に楯籠らしむ、康正二年正月、南圖書、簗田出羽、其外大勢、數度合戰して、同十九日終に城を攻落す。○相州兵亂記云、天文七年、小弓御所義明は、御舍弟基頼と、御息小弓の御曹司を、先驅の大將として、里見義弘を副將軍に定め、房州南總州の軍兵を催し、同國鵠の臺に陣を張て、市川を前にあて待掛たり、此國府臺の城と申は、近國無双の城郭、去る文明十一年七月十五日、上杉の家臣太田道灌が臼井の城を攻めし時、初めて城に取立けるなり。○北條五代記云、聞しは昔、(永祿六年)相摸の北條氏康と、安房里見義弘たゝかひあり、然に太田みのゝ守、武州岩付に有て謀叛をくはだて、義弘を一味するによつて、義弘、義高父子、下總の國へ發向し、高野臺近邊に陣をはる、この高野臺ふるき文には國府臺（カウノダイ）、小寄代、鴻臺共書たり、今所の者にとへば、高野臺と書くといふ、見れば字面にあうたるたかき臺也、武州江戶より遠山丹波守、富永三郎左衞門尉はせ參じ、がらめきの川を前にへたてゝそなへたり、下總小金より高木治部少輔出向てそさささへける。

栝目木川（ガラメキ）とは此に市川の渡を云ふ、江戶砂子補に「國府臺に於て、北條と里見の戰場、これをガラメキ合戰といふ」と載せたり。

（臺野高）

（木目栝）

國府臺懷古　　菊池　三溪
絕壁蒼崖翠靄間、下瞰坂東第一流、城壘久作香火域、折戟沈沙三百秋、孫案苦深無人祭、觸地往々出髑髏、老僧閑說永祿事、英雄興廢使人愁、想見萬騎蹴波々噴雪、九世金湯一擧滅、安知蝦蟆居大豚、鬩仆爭蹉覆車轍、晉來吊古水之湄、江霧蒼茫落日斜、無復鐵騎來濟水、一禽掠過荻蘆花、

鴻臺懷古　　高野　蘭亭
赤壁高臨大渡間、旌旗央日擁鴻臺、天邊暮府連雲出、海上戈鋋捲浪來、戰苦英魂猶殺氣、軍空原血濺青苔、荒墟尊作無人境、薄暮鐘聲動客哀、

總寧寺（ソウネイジ）　今國府臺に在り、市川宿の北半里、葛西の小岩上村と、江水を隔てゝ高崖の上に在り。近世は曹洞宗總

錄所三十寺の一に數へられ、武州越生龍穩寺、野州富田大中寺と並稱せられたり。

松柏蒼森佛寺開、楼然燈古上翠臺、千秋護帯英雄恨、滔々長江一覽來、　揖　堂

總寧寺は初め江州に在り、永德三年、佐々木氏賴の本願にして、通幻和尚の開基とす、寛文三年の鐘銘に、江州新庄檪原郷(馬場村)と記せり、天正三年、北條氏政、當國關宿城下に、寺等を移建す、德川氏入部の後、百三十石の寺領を給し、僧錄司たらしむ、蓋前代以來の法例に仍る者とす、而も關宿の地、洪水の患あるに因り、寛文三年、國府臺の故城跡へ再轉す、即今の地也、(江戸砂子成田參詣記)〇成田參詣記云、總寧寺鐘銘に法王を此に葬ると見ゆ、されど法王が葬りしにてはなく、逆修なるべし、當時道鏡に媚て、國衙、國府にその逆修の墓を建しならん、同鐘銘に「國府臺と云所に石槨あり、かたはらに車塚あり、法王塚と云ひならはせるは、道鏡なるべし」云々。

太日河(フトヒ)（太井河）

今江戸川の下流にあたる、又太井(フトヰ)に作り、中世市川とも云へり、或は楯目木川とも呼ばれたり。元は主として上野、下野の間なる渡良瀬川の末を承け、當國に入り、下河邊庄を貫き、葛飾郡に至り、海へ朝宗したり。故に又葛飾は、此水脈により葛東、葛西を分ちたり。後利根の水も之に混合し、或は庄内川と呼び、河道灣轉して、名稱亦亂る、寛永中、關宿より寶珠花、金之井等の原野丘山を鑿破して、金杉に至り、利根の一支を庄内川に注ぎ、已にして庄内川を塞ぎ、利根、渡良瀬の諸水を合せ、關宿の間に匯合せしめ、更に江戸川、常陸川の二派に分たしむ。是より後、太日、太井の古名は云ふも更なり、庄内川の名も僅に廢跡に存し、今江戸川を以て、關宿以南の一江、海に至る間の通名とせらるゝ也。(武州北葛飾郡の庄内川、江戸川を參考すべし)

大政官符、應造浮橋布施屋、并置渡船事、(中略)下總國太日河、四艘、元二艘、今加二艘、(中略)右河等、崖岸廣遠、不得造橋、仍増件船、云々、承和二年六月、[類聚三代格]

河田氏利根川沿革考云、葛飾郡市川は古名を太井(フトヰ)川と云ひ、僧仙覺が萬葉集抄、下總國の歌の注に、布止井、葛東、葛西の間を流るると云ふもの是なり、又東鑑、治承四年の條に、武衛は常胤、廣常等が舟楫に相乘りて、太井、隅田兩河を濟り、武藏國に趣くとも見えたり、又一名を文巻川と呼び、眞間國府臺の邊にてはからめき川とも云ふ、中村氏隅田川考云、古へ隅田川の東に太井川といふありて、世に名高き川ときこゆれど、今はその名を知る人もまれなり、葛飾名所記に「利根川の末を、葛飾の郡にてかつしか川といふ、又太井川とも、文巻川ともいへり、眞間の岸の邊をからめき川ともいふ、則今の市川なり、俗に坂東太郎といふ是なり」と、是によれば、隅田川とは大にへだゝりて、全く下總の國のうちなり。〇今按、東鑑に太井とあるべきを大井に作り、刊本或はおほゐと訓さしたるは、後人の誤なるべし、更科日記にも、ふとゐかはと見ゆ。然るに後日記に、其太井川を下總國と武藏國との境なりと云ひ、隅田川と相混亂したり、其論說は隅田川の條(武藏隅田川條)に詳なり、關東古戰錄に、市川は鬼奴川、利根川の落合なりと記するも、亦疎漫の言のみ。

東鑑、治承四年十月、江戸太郎重長、依令與景親、予今不參之間、武衛被遣御書、猶追討可宜之趣有沙汰、被遣中四郎惟重、於葛西三郎清重之許、可見太井要害之由、偽兩令誘引重長、可討進之旨、所被仰也、江戸葛西雖爲一族、清重依不存貳、如此云々。

老樹寧天白日陰、衛看絶壁立江濱、三分已定八州地、一敗終成千古恨、水色山光空渺々、獨鬪奇略漫悠々、龜洪鋼落碑文淺、壁壘悲風滿目秋、　雲　如

（逆羅鳴起）

管窺武鑑云、北條氏康、三萬八千の大軍にて、下總を望みて出張、里見弘義一萬二千、武州を望みて發向しおのおの兩國の堺、市川を隔てて對陣し、永祿七年正月八日、實否一定の合戰を遂げたり、初戰には里見家市川の渡を越え掛り、大に勝利を得られ、後度には負也、關八州古戰錄云、國府臺は西北の方切岸高く險なれども、東南は坦なり、陸より回て敵の後より不意を襲ひ、相圖を以て大手搦手より攻立なば、勝利疑有べからずとて、葛西筋より、市川の川上、逆羅鳴(サアメキ)起の瀬を渡して、眞間國府臺の東西へ押着けたり。〇江戸名所圖會云、逆羅鳴起瀬、土人曰く、柴俣の邊なりと、北條五代記、氏康と里見義弘戰ひの條下に「武州江戸より、小田原方遠山丹波守、富永三郎左衛門尉はせ參に、からめきの川を前にへだてゝそなへたり」とあり、同書にがらめきの瀬ともあり、さらしな日記にかゝみの瀬とある、亦此瀬の事ならん。

更級日記に據れば、前上總介菅原孝標父子は、治安元年九月十五日、上總府の今館を發途し、池田、黑戸濱を經て、太井川の邊に至る、蓋十八日の事とす。

黑戸の濱を立て、下つさの國と武藏の境にて有、ひと井河(異本ふか井、又ふとゐ)といふ、かゝみの瀬、まつさとの渡の津に泊りて、夜ひとよ舟にて、かつかつ物など渡す、皆人はかりそめの假屋など云へど、風すさまじくあらあらしげにて、苫と云物一重打葺きたれば、月殘りなくさし入たるに、云々。

北總詩志云、利根河故道、會隅田川、關寄以東、導入中川、後又導合太井河、漸東漸狹、又關宿下有木柵塞水、是以今常道半奔總常二州、而下流水害、不可舉言、

寸地何須與水爭、可憐泛濫不聊生、塵教太井河流下、費拓閑防悉直行。

豐島郷（トシマ） 和名抄、葛飾郡豐島郷 〇今詳ならず、形勢を大觀して之を推すに、國府臺にあたり、豐島の名義も、武藏なる江戸の豐島と同く、出張りたる岬狀の地に因めるにて、津島なるべし。即太井川の津を承くる、島狀の高地なり、されば今の市川町、及び五常村八柱村にあたる。

國分（コクブ） 今曾谷、須和田、稻越、貝塚等と相合して、五常村と改む、國府臺、眞間の東に隣れり。

千葉常胤の子に、國府五郎胤通あり、此地に居る、文治五年、奥州役の後、胤通軍功を以て、奥州宮城郡に食邑を賜はり、州の留守所に任補せられ、子孫彼の地の名族と爲れり。又本州にも留まりて、香取郡の矢作、大戸、松澤、村田の諸家と爲る。

金光明寺（コンクワウミヤウ） 國分山に在り、眞間弘法寺の東北八町許、即奈良朝創置の國分僧寺なり、今眞言宗を奉す。

國分山と國府臺との間なる溪谷に、一池塘あり、須葉沼といふ、又國分山の東に水田を隔てて丘陵あり、貝塚山と云ふ。〇維新史料云、慶應四年閏四月三日暁、官兵貝塚より中山法華經寺後へ進軍仕候心得にて、國分山を東へ廻り候處、賊徒砲發の上、遠く引退、要地へ屯守仕候に付、其儘國分寺を取守り、封陣罷在候

成田參詣記云、國分寺は今藥師堂領十五石、此地昔堂宇する林藪の中に、夥く敗瓦を山積す、されど天平創始のものとは見えず、ただ當時の礎石各所に散在し、其巨偉想ふに足れり、改鑄の鐘銘に「清和天皇之世、標少掾貞世、新鑄鴻鐘一口、以襄鑑、雨後穗富之歎風盛矣、云々、建長八年丙辰、九月、權越平氏、再壞梵鐘、聖武之世以來、千有餘年、鑄鐘三矣、云々、寶曆三癸酉三月」とあり、平氏は千葉頼胤なるべし。

國分寺之事者、一日任置候上者、毎事任置、御堂之造營、掃地、勤行可被仰付候、然に對貴寺、於違背之輩者、被遂糺明、不撰貴賤老若、追放可申候、并如前々守護不入之儀、不可有相違候、殊更御祈念、晝夜無怠慢有之候而、當庄繁榮之御心懸、專要候、爲後日、以一札申展候、仍如件、

天正十三年乙酉二月三日　胤則（花押）

國分寺　御同宿中

明治二十四年、藥師堂及び山門焚け、販餘の梵鐘は愈殘薄す、唯ある昔堂は現僧坊の西北にて、白田に開かれど、瓦片の存けて耕土に混ずるを見るべし、藥師堂邊にも瓦片多し。

香取宮元造營目錄に「一四面釘貫、四百五間、馬場□、國分寺役、佚領家押之、造作料米六十石、當時國司御沙汰」と見ゆるは、國分寺の寺田も一莊を成して領家を立てられし狀勢を知るに足る。千葉の族人が、國分氏を稱するは、やがて此寺田の地頭なりけん

曾谷（ソヤ） 今五常村の大字とす、國分の東十町許、水田を隔てて宮久保、貝塚、稻越と共に丘陵に倚る

（蘇谷）

曾谷は弘法寺元享三年文書に、八幡庄蘇谷郷と云ふにあたり、宗長永正六年紀行に、曾谷右内少輔とあるは、この在名を唱へし人なり

慶應四年閏四月三日、賊將江原鋳三郎、精兵數百を率ゐ、突然八幡、貝塚を襲ふ、守兵倉皇爲す所を知らず、先を爭ふて市川に走る。「聖代實錄」

紙敷（カミシキ） 今和名谷、秋山、大橋、河原塚と相合せ八柱村と改む、曾谷の北一里、松戸の東にあたり、小金中野牧に連接す。

弘法寺觀應三年文書に、曾谷郷秋山村と載せたり、中山法華寺のものに見えたり。

矢切（ヤギリ） 今栗山と共に松戸町の管内なれど、國府臺の北に接し、一脈の丘陵に上に在り。其西面は水田低く連なり、河流に至るまで六町、或は用水之

（山栗）

を貫通す。

人類學會雜誌云、鴻臺栗山村の民家に、古墳より發見したる建物（埴輪）土馬頭、及び瓶あり、理齋隨筆にも此事を載せ、寶永年中タテマシと呼ぶ地に堀出せりと。〇新編武藏風土記云、鶴岡氏は、永祿の頃、下總國小金の城主、高城下野守胤辰に仕へ、矢切村を領せし人と見ゆ、又其後は太田三樂の家人となりしにや、太田資正が文書に、鶴岡孫六殿と載せたる者あり、この孫六は鶴岡對馬守長正が子なりとぞ。（文書破損）ありて、通ぜさる所あり

任望、於矢切二町、山内つゝみ中三田、かみかいうはしたうち、以上四ヶ所、相斗之候、爲其一札、仍如件

永祿九年丙寅十一月十三日　胤辰（花押）

鶴岡三郎左衛門殿

今度於長瀬、江戸衆討捕候、年不始及心地好迄候、猶以可被相排心度要候、恐々謹言、

九月十五日　□正（花押、太田資正）

鶴岡孫六殿

松戸（マツト） 今松戸町と云ひ、小山、矢切、栗山を合し、人口五千五百、國府臺の北一里餘、江戸川の東岸に居り、又東京より常陸に赴く渡津にあたるを以て、一要驛とす。近年東葛飾の郡治即此に在り、鐵道は上野（東京）より十二哩、（田端千住を經由す）我孫子へ九哩半、（水路行徳を經て東京へ七里）

松戸は近世江戸幕府の時、市川宿と同く御番所を設け、松戸金町の關と稱し、水戸街道を押へたり。又將軍家小金田獵の時の供用のために、殿舍を置きたり。抑松戸は古驛にして或は松里にも作り、延喜式馬津の驛の遺號なること、下に其說あり。〇江戸名所圖會、松戸と水陸交通の要衝に在り、更級日記に鏡の瀨、松里の渡にとまりて云々とあるは、此地を謂ふならん、又鴻臺戰記に「北

(渡松)

條氏綱、小弓[illegible]を攻むる時、天文六年十月四日の夜半[illegible]、[illegible]を打越え、[illegible]の宿を夜の中に過ぎ[illegible]に陣を取りたるこゝなり、相模台とて松戸驛の東方にある高處は、同書に「御所陣(義明の營)の内[illegible]も、[illegible]、村上、[illegible]、鹿島を始めとして、五十騎ばかり相模台に打揚げ、敵の人數を見合す」とある地なり、おまつとは國府の西方ならん、また義明滅亡の條に「乳母レンセイといひける女房、御曹子の亡屍を見むとて、人目を忍び、[illegible]に來り[illegible]に詣る」由記せども、今其墓の舊跡さたかならず。

去年六月[illegible]方之條、[illegible]、[illegible]要之由、[illegible]、[illegible]、[illegible]也、

六月二日（文正元）

原信濃入道どのへ〔御内書案〕

寛政七年小金狩御之記云、行き〳〵て、利根川の流に到る、松戸の渡しの此方に、[illegible]丸と云る御船、麗く飾りて待べり、此渡は今[illegible]下總の堺にして關屋あり、船橋百間ばかり架らる、さるは廿尋ばかりなる船を、二十艘餘、横樣に[illegible]せ、其上にしたゝ[illegible]ふ事を[illegible]へ、又其上に[illegible]、尺ばかりの板を[illegible]て、又其上に土を[illegible]かに置流したれば、さながら陸地の如く、左右に欄干あり、其末に檜皮の綱を引はへて、船橋を繋げり、太さ一圍か[illegible]の綱を、竹の皮して包めれば、波風あらん折、[illegible]皮の[illegible]合て、自然[illegible]ん事もやとて、斯は[illegible]たりとぞ、向ひの岸の上に、[illegible]の柱二本、[illegible]の足の如く立て、彼の檜皮綱の端を、其の柱の中に高く縮置たり、又其の[illegible]を[illegible]に[illegible]て引はへたり、又[illegible]をもて、左右に[illegible]たる大[illegible]に、此船橋を繋ぎ止む、[illegible]の時、粟橋に架られたる船橋の定めなり、やがて松戸の驛に到る、下馬の[illegible]、[illegible]に[illegible]、又左の方片山付の道を分て、御休らひ所に着せ給へり、山畑拂清めて、假の御座所、態とならず作りなせり。

(松)

馬津郷

和名抄、葛飾郡驛家[illegible]、延喜式、下總國驛馬、井上、[illegible]、於賦、各十疋。原書驛家は、本郡に非上、[illegible]の二所なれば、二驛を舉ぐべきに、其事なきは、[illegible]に[illegible]へる也、又延喜式、[illegible]津とあるは、[illegible]馬津の[illegible]に出づ、[illegible]、馬の字[illegible]相疑似せり。其馬津は即後の松戸にして、古訓ウマトなるが、急呼して頭音ウを脱しマツトと爲りしのみ。今も Matto と云ふは、原語の其文字の如く、マツトにあらざるを證す。また更級日記に見ゆる松里も、馬津郷にて、マツノサトときゝひがめたるならん。

義[illegible]記云、治承四年九月十一日、武藏と下總のさかひなる、松戸の庄、市川といふ所につき給ふ、御勢八万九千と[illegible]聞えける、こゝに坂東に名を得たる大河一つあり、この川のみなかみは、上野國利根川の庄、藤原といふ所より落て、みなかみ遠し、末に下りては、在五中將の隅田川と名づけたり。

この義[illegible]記に謂ふ所の松戸の庄市川の地は、後世の市川宿にあらず、松戸庄の市川の渡津を指したるのみ、又市川(太日河)が、松戸にて利根川の支派と相會ひたるは、[illegible]までの實狀にして、享保年中、葛西の小合溜の變らざるまでは、古利根川は松戸にて市川へ流突したり、正保國圖には、利根の末の分れて、隅田川と松戸川(市川)の二派に流入する狀、明白とす、然るに義[illegible]記は此市川と利根、隅田の三川の[illegible]、末の[illegible]を[illegible]らず、上游は利根、中游は松戸、下游は隅田なるが如くに記せるは、[illegible]其實を失へり。

本郷

今根本、[illegible]島、[illegible]、古賀崎等と相合せ、國村といふ、松戸町の北東部にして、[illegible]村、馬橋村に接す本郷は[illegible]原本郷に[illegible]して、上本郷と云ふ、舊馬[illegible]本郷の地にして、古代の[illegible]ならん、[illegible]牛里、[illegible]志料、[illegible]東[illegible]、文永二年香取造營記「[illegible]一宇、[illegible]日風早當者、[illegible]十九村、千葉[illegible]稲四郎、東[illegible]子、[illegible]、[illegible]氏、[illegible]也、

(早風)

馬橋

今馬橋村といひ、[illegible]かかり、松戸の東北一里

馬橋の東方は[illegible]なれど、[illegible]の[illegible]にして、小金原の域内とす、西方は江戸川に至るまで[illegible]二十[illegible]町、北は流山、南は松戸、一面の[illegible]田とす、坂川[illegible]之を貫通す。

萬滿寺

今馬橋村に存す、小金、大谷口の城址の南半里にあたる。

[illegible]倉大[illegible]紙云、千葉介常胤六代、[illegible]の時、[illegible]小金に居住す、此時[illegible]寺の[illegible]上人を請て、小金のまほしと云所に、大日寺を建立して、賴朝公より代々の將軍靈に千葉一門の菩提を弔ふ、貞胤の時此寺を千葉へ移す、然ども大日如來の尊像は、[illegible]の自作[illegible]にて、[illegible]にして、猶此所に殘り給ふ間、其後貞胤、氏胤、當所に在城の頃、尊氏將軍の[illegible]のため、夢想國師の[illegible]弟子[illegible]を請し、此寺の中興開山となして、萬滿寺と號す。

小金原

小金原を其[illegible]目とし、元葛飾、相馬、印旛、千葉の四郡に[illegible]れる曠野にして、古名を葛飾野といへり。江戸幕府の時、原中多く新墾を爲せりと雖、猶上中下の三牧を其間に置きて、官馬を放飼したり。其牧士の長は綿貫氏、[illegible]して小金宿に住居しければ、即小金牧と[illegible]し、葛飾野の名亡ぶ。明治[illegible]、牧を停止し、士民の[illegible]開を奨め、七年に至り、新に二和、三咲、(其上下[illegible]、初富、[illegible]、六實、[illegible]上中牧[illegible]、十餘

二の(其上七牧の諸村名を合せの前記七里に渉甘し、古村及字古新田と変遷し、[illegible]里、標高三十米突を上限とし、[illegible]牧を最大とす。

寛政七年、小金[illegible]記云、このたび小金[illegible]狩、高田の事昔時の古き例の如し[illegible]享保の[illegible]時の跡とて[illegible]小金の[illegible]

紫陽小金原、[illegible]　　　[illegible]

紫陽遊猟景春天、[illegible]
鋼[illegible]
當是同時三面観、[illegible]

費育[illegible]云、享保中、[illegible]先生門人なり)石川傳兵衛、公聞に達して、上總下總の荒野、小金、佐倉)を開り、[illegible]む、然るに両野合两野にいたり[illegible]地して圖を作る、晴天十五日にして圖成る、右の圖を以て有商小金の田[illegible]り、[illegible]き大猟なり、其後右の圖を以て、田畠十萬石を開發ありとつたふ。○一書云、昔時、小金原の椚林は、野馬に配まれ野火に燒かれて、纔に村落薪水の用を充たすに過ぎす、而して其の人[illegible]實へ見さりしか、[illegible]り、寛政五年、[illegible]之れ[illegible]畢より、[illegible]工を招き、[illegible]其木の根叉は[illegible]炭と唱へ、之を江戸に[illegible]會所を立て、領内の炭を蒐集し、[illegible]戸河岸商估をなして其の販賣を主らしむ、之に由て遂に佐倉炭の稱あり、或は云ふ、[illegible]川上に時うるにあらず、是より先、[illegible]保年中より、[illegible]炭を製する事、[illegible]見えり、[illegible]炭と稱し[illegible]の木炭をなしては、既に一百年前にあり、業を[illegible]へて今に至ると、然りと雖森林輪伐輪栽の法を設け、大に[illegible]、[illegible]部下に[illegible]者は、賞に川上の力なり、當時炭業の未開けざる、兩總の俗、山地を有する者は之が處置に苦み、金錢或は物品を山地に添へて他人に與ふるも、人亦容易に之を受けず、然るに[illegible]、頗に其の習慣を革め、今や民戸の貧富を算するに方り、首として森林附歩の多寡を舉げて、之に[illegible]

高[illegible]

[illegible]小金[illegible]下にいへることし[illegible]富橋[illegible]六[illegible]、[illegible]行[illegible]て、[illegible]せしめたまふ」云々の事を載す、即此地に係れり。

[illegible]東[illegible]都栗發哉、
[illegible]　　　山

金ヶ作(カチガサク)

今[illegible](ハチガサキ)[illegible]、栗(クリガサハ)[illegible]、千[illegible]と合して、高木村と改む馬橋の東にして、小金中野に連接す。高木とは舊小金[illegible]大質は今高木の管内とす。(小金の中野白子の牧を、金作[illegible]り)○栗澤の香取社を、近年式内茂侶神と云ふ説ありしかど、其誤まれる由は、清宮氏之を辨論せる如し。

小金(コガネ)

今小金町と云ひ、幸田(カウダ)、平賀、大谷口(オホヤグチ)、横須賀、上總內等を管内とし、人口三千、常陸への驛路にあたる。小金は中世千葉氏の[illegible]地にして、[illegible]北、大谷口に在り。

[illegible]舊事考云、根木内村有城址、[illegible]大谷口故城、[illegible]謂此也、[illegible]建不詳、[illegible]高城胤吉、根木内城去十餘町、[illegible]城、天正六年[illegible]、三世相[illegible]

小金城址(コガネジヤウシ)

(大谷口)

今小金町大谷口(オホヤグチ)臺に在り、[illegible]町の東南二十餘町、[illegible]の水田を下瞰し、二合半、八條、草加の諸邑、一望の中に在り。本城は千葉頼胤の創始と稱す、頼胤は[illegible]、鎌倉大草紙に、頼胤及次子胤[illegible]、其の後に、一族の原[illegible]封疆の[illegible]存す、天正十八年、徳川氏江戸入部の後、小金城を以て、武田[illegible]萬石に與へられしも、三年にして佐倉に轉徙し、爾後永く廢墟となる。○利根川圖志云、小金は[illegible]高城(タカギ)越前守の[illegible]邑なりしが、[illegible]原胤[illegible]守[illegible]の子、二郎[illegible]之に居る、系譜に[illegible]大永年中、眞里谷、武田迎源義明、[illegible]行[illegible]、行[illegible]高城氏[illegible]守小金城」と見えたり、其後[illegible]千葉家へ背きけるに因て、伐たしめられしこと、常總軍記に見ゆ。成田參詣記、引高城家傳曰、小金城三代下野守胤吉、永祿八年卒、[illegible]代下野守胤辰、天正十年卒、五代源二郎胤則、慶長八年卒(一[illegible])、比は永祿六年正月、[illegible]市川を打渡り、[illegible]請[illegible]たり、[illegible]小金頭大谷口の高城治部少輔、二百餘騎にて馳著きたり。又云、永祿癸亥の春上杉輝虎に[illegible]小泉の富岡[illegible]、[illegible]武藏野を押通り、總州葛飾の郡松戸の渡を越て、小金原へ打出らる。

東漸寺(トウゼンジ)

小金の西に在り、淨土宗の名藍なり、佛法山一乘院と號し、開山は行蓮社經譽上人、文明十三年の創建に係り、初め根木内村に在りしが、第五世行譽上人の時今の

地に轉住す、蓋し土岐氏の本國に依る、近時寺領三十五石、東關十八檀林の一たり。

一月寺址（イチグワツ）　小金に在りて、名高き虚無僧寺なりしが、明治四年、虚無僧普化宗の一派を停止せしめられ、寺遂に廢したり、今は僅に昔語に、其舊事を傳ふるのみ。○地理志料云、一月寺、稱日短笛禪林、宋歸化僧朴誼所創、爲普化宗本寺、以明治四年廢、初慶長中、禁令普化宗規十一條、蓋普化僧始建、亡國遺臣、義不事二君、所在遊歷、政圖恢復、於是布令日、凡入本宗者、一切不問其罪、以當忠臣烈士潛身之地、今旣改廢公明、何用僞宗之宮、所以廢也

覺　武藏國青梅鈴法寺　下總國小金一月寺

本寺之住職者、其末寺、幷本寺之弟子仲間、以衆評、撰器量、可相定之、從跡有由緒、爲弟子以相續、後住相續、若遺状不可立之、於末寺之住持者、其寺之弟子共相試之上、得本寺、可相置事、

弟子契約之儀、改其人、慥正支度、可[illegible]之、昔之法道俗人等、不可推置之事、附、虚無僧之作法、古來相定通、從本寺觸入念、堅可申付事、

本寺自弟子中、昔一宗之法令住置時、小科之者、對本寺可伴[illegible]、大科之族者、從寺行事、諸共可申付之、理不盡之儀仕間敷事、

右條々堅可相守之、若於違背者、可爲曲事者也、

延寶五年十丁巳二月十八日　大攝津(判)
長石見(判)
小出越(判)

右[illegible]　本寺中末寺中

一書云、尺八の故事、體源鈔に「上宮太子、葛城山に登り、尺八にて[illegible]」云々と見え、[illegible]末摘花にも「大ひちりき、さくはちの笛などの、大聲を吹あげつゝ」云々と見ゆ、後世の尺八は専ら虚無僧の曲技となれり、近代下總國小金宿一月寺は、虚無僧の本山として、所々に末寺あり、其の支流なり、漢土にては唐代に興り、鎭州の普化和尚を祖とす、日本にては正嘉二年、紀伊國由良興國寺の法燈國師、宋國より傳へて歸朝し、普化宗を興し、後其徒寶伏、山城國宇治に住す、其弟子金先卽此一月寺の開基なり、寶伏尺八を善くせしかば、金先も亦授りて吹奏す、東齋隨筆に、普化大師、音樂不足なるにより、尺八を以て引接の聲として吹くと、云ふ事見えたれば、佛家にては往古より用ゐせし事なるべし、又一說に、大森宗勳は天正年中の人、尺八中興の祖なり、今の曲は大概大森氏の作にして、金先、法養等の吹きたるとは、其流派自ら別なるべしと、又近代大坂に雁金文七と云ふ俠客あり、自然と尺八の妙を得て世にもてはやされ、手下の俠客等、悉く尺八を學びしが、吹事はさしおき、關[illegible]の儀に[illegible]せんため、常に腰に帶びて喧嘩の具とせしたり、又鹽尻[illegible]志に「中世有異僧、號曰虚鐸、宋國有虚人也、慕普化振鐸之作略、常好尺八、自號普化道者、尺八一枝之外、不携一物、有人同傳法、則吹一曲去、與大德寺一休和尚善友」興禪は京都東山に明暗寺を建せり。

書寫考云、一月寺、未詳何人創建、僧古山金先所開也、〔一作析詮、趙宋歸化人〕金先與寶伏、理正、宗恕、國作等、從普化法燈國師、創普化宗、居小金宿下道、正嘉中出行、不知所終、寶伏等亦不知所之、後理正止住、後有小島某國者、以故足無盲、文明中有二過客者、大寶全來此、依寺住子孫、自是[illegible]土人爲職者之言如此云。今按、普化宗を法として、江戸幕府慶長中の教書なりたれど、後人の僞造に出で、[illegible]を要す。虚無僧、幕末々に、一宗派を公認せられしは、從來の法度を始めとす、其以往には時にかかる作略も、實技も有しならんが一定の組織統制はなかりしなり、江戸幕府以降漸次に統制に歸きしなり。

本土寺（ホンドジ）(平賀)　小金町の北なる平賀に在り、日蓮宗の古刹なり。其林泉亦風趣饒し、近世寺領十石。○地理志料云、平賀本土寺、文永中、郡之小日代陰山某、歸依日蓮、爲建本寺、延慶中、千葉貞胤、以平賀六郷、充寺田、有過去帳、寶暦七年所製、曾有記録、起建治其元年、北關八州治亂、名賢事蹟、曾歷可徵、檢校寄傳也、採收遺誌書寫之、國史家所珍重、有建治四年書議、云下總國風早莊、平賀本土寺」と、本土寺の古書には、其書の二議ありて、建治四年の書議は、印旛郡六崎の條に登錄す。

下總國風早莊、平賀長谷山本土寺檀那、右當寺以來、相當第十番德日瑞、當寺之寺施入、檀那設案内大都士、伴三長、一人合力願主眞行坊日尖、其外結緣諸人、道罪生善、乃至法界平等、云々。

文明十四年壬寅五月五日

流山（ナガレヤマ）　今流山町と云ひ、人口五千五百、隣近の加村、木村、下生、三輪山、鰭ヶ崎（ヒレガサキ）等をも管内とす、小金の西北一里、松戸の北二里、江戸川の東岸に條り、江上舟楫の便あり、行德、關宿及び上下利根川筋の汽船、日夜往來す。

流山、野田は近世醬油、味醂の製產に名あり。流山味醂は安永年中に創り、江戸に販りて大に聲價を博したるより、需用年を逐ひて增加し、今や二千石の歲額に及べりと云ふ。○按に流山とは、もと市街の南端なる赤城明神を祭れる小丘に名づけしもの歟、往時洪水の日にあたり、此丘も江中に在りて、形狀流移する者に似たりければならん。○書寫考云、流山村一市集也、戶數凡三百、多釀酒未向、近葉[illegible]三輪山（ミワシヤマ）[illegible]

茂侶神社（モロ）　今流山町の北半里、三輪山に在り、延式內葛飾郡の官社とす。

（三輪山）

地理志料云、貞觀十三年紀、下總國茂侶神、元慶三年紀同、靖宮氏曰、今在三輪山村、曰三輪明神、古事記傳、曾富理神、即大和三輪山也、御諸別命云同、謂神祠也、泉面名此山者、特尊大物主神也、以是推考、茂侶即御諸、御養諸亂、故省之、寺社分限帳、葛飾郡三輪山明神、社領二十五石、祠藏貞觀二年古宣命、作茂侶、可證。

八木（ヤギ）（矢木）　中世の郷名にして、今の流山町、八木村にあたる。其八木とは流山の東、平賀の北なる郊野を占め、小金の上牧野に接す。又矢木に作り、相馬師常の孫胤家を矢木式部大夫と云へり。〇地理志料云、千葉大系圖、有矢木胤家、文永香取造宮記、西廊一宇、矢木部課役、地頭式部大夫胤家遣進、地以早稻著、古歌所咏葛飾之早稻是也。

豐四季（トヨシキ）（蛇澤）　今豐四季村と云ふ、流山の東一里、是れ小金上牧の新墾にして、明治二年に開拓を始め、七年に村名を立つ。豐四季の北なる十餘二村も、同時の新墾とす、

成田參詣記云、二總の馬牧の權輿は、天正江戸開府より以前なるべけれど、關制を頒たれしは、慶長十九年以來なり、上野、中野、下野を小金と稱へ、佐倉の七牧、及び印西牧を通して數ふれば十一牧とす、牧子と稱するもの凡四十名、各地に散在し、其長を綿貫といふ、小金驛に住せり、元は千葉氏の旗下なりとぞ、毎年春秋二度に官命ありて、二歳以上の駒を捕らへしむ、その行事は遠方の偉觀とす、清水氏の[illegible]、[illegible]氏の[illegible]に、其先はふたなのせたり、豐四季は小金の上野牧とも蛇澤（ジヤサハ）牧とも呼ばれたり、十餘二は高田臺牧と呼ばれしなり。

下總舊事考云、下野牧、俗云蛇澤野、縱九里許、橫廣二里、[illegible]、牝牡凡三百頭、每歲[illegible]大約居其十分之一、烙印以[illegible]舊記、其捕駒之地、則在篠籠田、別有騎乘之場、謂之高田臺御囲、牝牡凡百五十匹、寶載中所飼也、中野牧、縱東三里許、西二里許、橫一里餘、馬三百頭、烙印以飛鳥舊記、其捕駒之地則在中澤、別有騎乘之場、在金ケ作、大青田牧、縱橫一里餘、烙印以千斤舊記、下野牧縱五里許、橫一里許、烙印以垂環舊記、印西牧、縱橫一里許、烙印以[illegible]舊記、其捕駒之地、則在平塚、以上五牧、合稱之小金五牧。

利根川圖志、安政年中紀行云、枯野の景色、緑の松にきえひてその幷いはむ方なし「いかけおのいろに入日のてりそひて蒔繪に似たる松を見しかな」野は名幾なく枯れわたれり、風に尾花の波かと戰ぐ方も有り、しばしいて夕日の方に、遙に富士峰を見出てたる、えもいはずめでたし「ゆく方はまだ道遠く里もなし小金の驛の冬の夕ぐれ」惜み一日も暮にけり、足も馬の上にて、わが物ならぬ心地ぞする、道の傍に舊石遺る所あり、鐘も多く出づといふ、我孫子に著きぬ。

桑原鄕（クハハラ）（加村）　和名抄、葛飾郡桑原鄕。今詳ならず、一書に桑原驛の邊（今武藏へ入り北葛飾郡の屬）に擬したり、されど彼地は下河邊庄内にして、古の葛飾郡の域中にあらず。因て按ずるに、流山の邊、即八木鄕などこそ、桑原の地にあらずやと。流山に加村（カムラ）の大字あるは、恐くは桑村の訛にして、桑原と云ふも、義理に於て相合へり。

深井（フカヰ）（新川）　今平方、中野（ナカノ）、木（キ）等と相合せ、新川（シンカハ）村と改む、流山の北一里半、[illegible]、蓋葛飾郡の北限は此に至り、即ち桑原鄕と關聯して非常の要衝ならんと想像せらる。

新川とは、明治二十三年、[illegible]方[illegible]通したるに因る、[illegible]の條を參考すべし、江戸川筋と、下利根川筋の水路往來は、[illegible]に、[illegible]良は、十五里の路程を減じたり。

色陀鄕（シコタ）　和名抄に載せず、今村岡氏に據り之を補ふ、蓋千代田村、土村等にあたり、近世は葛飾郡内とす。

地理志料云、和名抄相馬郡色陀鄕、原無、今補、按當讀云志古多、從島郡又有色益鄕、益恐答之譌、東大寺所傳天平寶字六年石山院務所解、云「下總國色株鄕人、久須波良部廣島」觀突堂活字本、作色保鄕、疑校字之失也、陀俗作陁、株其訛寫耳、榆垣文書、大治五年千葉常重解「相馬御厨、在布施鄕南、限志子多谷、及手下水海」手下即手賀沼、志子多（シコタ）即色陀也、元祿水帳、作篠籠田村、旁訓曰志古太。

柏（カシハ）（篠籠田）　今篠籠田（シコダ）、松ケ崎、戸張等と相合せ、千代田村と改む、小金驛の東北一里、鐵道土浦線の停車場あり。柏の西北は小金上牧の曠野にして、近年豐四季、十餘二の二新田あり。

茫々秋草潤、下見人往還、[illegible]亡影、良營暮雲間、
夕陽沈遠草、牛背知衡山、　旭莊

戸張（トバリ）　今千代田村の大字とす、柏の東にして、手賀沼の西岸に居る。千葉系圖に、相馬師常の子行常は戸張八郎と稱へし由見ゆ、此に取れる家號なりと、利根川圖志云、鹿島日記に、我孫子に至る路、柏といふ里に、手賀沼の水源を渡るといひたれど、わが親歷しは、呼塚（コビツカ）にて手賀沼の水源をわたりしなり。〇戸張氏の事は、武州西葛飾郡吉川の條に參考すべし、又中古の言に、戸張とは木義能體より轉して、城寨の區劃、前部の義にも通へり、本部中戸の條の古簡に合考すべし。

増尾（マシヲ）　今藤心、逆井（サカサヰ）、根木內、酒井根、名戸ケ谷等と相合し、土村と改む、柏の南にして、小金驛の東一里半、即小金の上牧と中牧の間にあたる。

藤心（フヂゴコロ）　又藤意に作り、弘安元年、岩松道覺讓狀に、下總國藤意鄕といふにあたる、又岩松右京大夫本領所注文（飯

年代一[illegible]、今[illegible]公、由名[illegible]一
と裁す。相馬岡田文書、建武四年のものには「新田源三
[illegible]手[illegible]心[illegible]書、[illegible]
[illegible]文書、[illegible]
[illegible]内手賀[illegible]下[illegible]
明年に嫁し[illegible]、[illegible]たるなり、手
賀及び野毛崎(北相馬郡)を參考すべし。

境根(サカヒネ)　又酒井根に作る、增尾の西にして、小金驛に近し。
境根とは[illegible]、古の[illegible]と、相馬郡の[illegible]
に分たれたるに由る歟、形勢善く合へり。
大草[illegible]、文明十年、太田道灌、下[illegible]に陣取、
ありの陣堺をかまへけるに、同十二月十日、千葉孝胤は
原、木内を先として、境根原へ出張す、道灌勝両合戰を初
め、[illegible]ひくらし、孝胤は打負て、木内、原以下[illegible]
死、[illegible]は臼井の城に[illegible]、根木内にも城址あり、一書
に、小金城とは根木内をいひ、天文中今の大谷口に改築
すと論ぜり。

(根木内)

南相馬郡(ミナミサウマ)　明治二十九年、東葛飾郡へ合せられて、
郡[illegible]す、手賀沼南北の地にして、二箇
に分れ、北なるは下利根の大江に縁り、南なるは小金中
牧、及び印西、臼井に連なれり、[illegible]の際、人口二萬、
二町四村に分てり。
手賀村の邊を南相馬と云ひ、我孫子の邊を中相馬と云ふ
は、方俗の區分なるが、中世よりの事なりしも知れず。
明治十三年、[illegible]に利根の大江を以て南北を分ち、其北部
は茨城縣の所管とせらる。

大井(オホヰ)　今[illegible]、大[illegible]、[illegible]、[illegible]谷(アヰヤ)、[illegible]合[illegible]、[illegible]村
と改む、[illegible]の東に當り、北は手賀沼に至り、[illegible]
孫子町に對す。
風早とは[illegible]、其由來
詳ならず、今大井の邊を風早村と云ふは、[illegible]内に[illegible]
らへれしことあるに由る。千葉系圖に、東胤頼の四男
な風早四郎入道胤康といふ。
一[illegible]、其六十[illegible]、[illegible]相[illegible]、[illegible]、然れど
も大井[illegible]は將門記「[illegible]」と云て、淺
鳥[illegible]若年の南なる[illegible]と想定せられ、手賀沼邊の地とは
[illegible]し、又[illegible]、今[illegible]
神[illegible]云、[illegible]部[illegible]富[illegible]社に、今[illegible]、
族、[illegible]代[illegible]に、[illegible]太日河あり、將門記に大井
津、[illegible]に太井河とあり、[illegible]同地、今[illegible]を閲るに、
葛飾郡に屬れる相馬郡の部界に、大井村あり、隣邑に
大島田村あり、駿河國大井神、島田驛の大井川邊にあ
るも、亦由緣あり、然らば意富比神、大井神同神にし
て、神八井耳命などを祭れるにや、常陸那珂郡大井神
社、今大井鄕の飯富村にありて、仲國造祖建借馬命を
祭ると云へり、又古事記に、神八井耳命は意富臣、島
田臣、仲國造の祖とみえ、印波國造も同祖なる時は、
其同族或は之を此大井に祭れる歟、但舟橋村大神宮を
以て、意富比神社とする說あれど、未其證を得ず、故今
取らず。

藤谷(フヂガヤ)　今風早村の大字とす、南相馬文書、建武三年のも
のに、下總國相馬郡内、藤谷村、高柳村「相馬孫次郎へ
[illegible]給はる」由見ゆ。高柳と云ふは、今に大字にのこり、
藤谷と相接す。

塚崎(ツカザキ)　今風早村の大字とす。○下總舊事考云、塚崎明神、
土人稱[illegible]、[illegible]「相馬御厨、二所太神宮御領」
[illegible]此地[illegible]、[illegible]、[illegible]氏、社[illegible]、[illegible]
十九年[illegible]

手賀(テガ)　今金山、[illegible]村、若白毛(ワカシラガ)、[illegible]野谷、及び布瀬(フセ)等をも
合して、手賀村と云ふ。大井の東にして、南北及
び東方に[illegible]地を繞らす、北方、東方は現に湖沼を成し、
手賀沼と云ひ、南方は印旛郡と相分つに一條の低濕を具
てす。

(布瀬)

手賀[illegible]内[illegible]村は[illegible]年[illegible]に見[illegible]、
[illegible]手賀沼[illegible]にて、[illegible]に
千間の渡と云ふ、湖北の新木に踰え布佐町に到るべし。
布瀬とは古代の俗、渡頭に布施屋を置き、行人を救護せ
るに因ある[illegible]、[illegible]花にもあり。[illegible]云、手賀
沼の南[illegible]名つけ[illegible]手賀[illegible]といふ、昔は[illegible]村なり
し、島に[illegible]有りけん、古き[illegible]なり、此處に御[illegible]塚とい
ふ處あり、[illegible]といふ、想ふに小金城に屬たる原
[illegible]部[illegible]の後なる歟、布瀬は千葉[illegible]なる、大介常重の
傳に一大治五年庚戌、奉寄進相馬郡布瀬郷、於伊勢大神
宮　といへる處にして布施には非ず

泉(イヅミ)　今手賀村の大字とす、されど古文書に據れば泉は手賀
と對立せる一郷にして、泉郷といへることあり。
相馬泉五郎胤[illegible]、今[illegible]、[illegible]息[illegible]、[illegible]下總國相馬
[illegible]内、[illegible]郷[illegible]、[illegible]手賀、[illegible]心[illegible]郷、[illegible]田[illegible]三郎跡
安堵事、胤[illegible]者、[illegible]御方、[illegible]致軍忠、去年十二
月、前代一族蜂起之時、散々致合戰、(中略)以此旨可
有御披露候、恐惶謹言

建武四年八月十八日　　陸奥守家長上、

[illegible]守殿(相馬[illegible]文書)

岩松文書、[illegible]、有泉大夫[illegible]所[illegible]に「手賀、布施
南村之事、同國所、泉治部大輔、原將監知行」と載す。
泉氏は即今の[illegible]村の[illegible]、上に見ゆる泉五郎胤
[illegible]の後裔歟、又其[illegible]村[illegible]、建武三年のものに「相
馬[illegible]鷲谷[illegible]、[illegible]相馬[illegible]六[illegible]は、相馬孫次郎へ[illegible]
給ふ」由見ゆ、鷲谷も今手賀村の大字に殘る。

(鷲谷)

手賀沼(テガヌマ)　南相馬郡の大湖にして、東西三里半、戸張を
[illegible]西岸とし、小金の下[illegible]、中[illegible]の野水此に下り
集りて、戸張臺の左右より出て會へり、戸張臺の東凡二
里半に、千[illegible]塚の[illegible]あり、「今千[illegible]心[illegible]水
[illegible]

な中斷して、堤塘を築き、制禦する所あらんと欲せし者とぞ。千間堤の東半里にして東岸と為り、一條の溝渠あり、以て湖水を利根の大江へ排開せしむ、木下川と云ふ。凡潮端に十町乃至六町、更に東岸より南西へ屈折して支瀆あり、長一里、半面は印旛郡境に固まる

手賀沼は大治五年、千葉常重解文下に作る、(檜垣文書)近世沿岸の墾田多く成り、面積其舊時に比すれば半減す。享保十三年、高田友清官に請ひ、私財を捐てゝ開拓、田十二百町を獲、幕吏伊澤爲永其督役たり、後官盆修理する所あり、其沿湖の諸新田頗廣し、皆之を印旛郡の管内に收めて賦稅せり、今轉して本郡管に歸す 淺間前の千間堤も高田氏の起せる者にして、俗に高田堤とも呼ふ。〇相馬日記云、享保十三年、吾とほつおやの友清の翁、いさをしき心をおこし、千萬金をすてゝ、堤を築成れしがゆゑに、二萬石あまりの新田ひらけしといふ、その堤を今も高田堤とよべりとなん、

つきなせし手賀沼堤の、むともいさをかたの名やはかくるゝ、　　清

松屋叢話云、享保十三年、下總國手賀沼を浚て、新田なひらかんとせられしに、沼深くして堤築ことかなはざりけり、こゝに吾祖友清撰にあづかりて、さまぐ\おもひめぐらしつゝ、もたりける黄金はいふもさらなり、江戸の宅地家財器用にいたるまでを、ふつに費つくして、從ないとはず、遂にその功を奏しかば、二萬石ばかりの新田いできにける、云々。〇川澤志云、手賀沼者、葛飾原野水滙所聚、下至木下鶴ノ條溝、(濶十二間)入利根川、設斗門二、爲啓閉、利根川水漲則閉之、吐[illegible]、潤根川水減、則開之道流、以便舟行之浮[illegible]、是今之所謂見也、自享保十二年、伊澤爲永建議、墾地、在布佐及竹袋之間、利根川之支流、所謂安食川口、潤之導沼水、至其下蒔儀地入瀬川、又墾北尾中、築横隄二條、(長三百七十間、又五十間)就南尾中、築横隄二條、(長百八十間、又五百間)使高地之水、不涌卑地、別疏小溝四條於二尾之左右、排宣溝渠、備雨潦停滯之患、則沼水盡涸、隨意開墾、然有妨礙、事竟不成、惟就木下地、新造斗門二、即今之斗門也、又疏金山溝(濶八間二尺)吞溝、(濶十間)六間溝(濶十二間)三條、以爲墾闢之地、於是沼水較疏通、且免漲流之患、享保十五年、檢括緣沼濶水之地、得水田百八十町八段、爲高一千五百五石餘、安永六年再檢、又得本田四十五町二段、爲高二百三石餘云、沼多魚鱉之利又至冬月、擇山間便所、候鳧鴨大集、張網掌頭鬮之、一夕所打、凡數百千、他所々無云。

古溝鄉（フルミゾ）

和名抄、相馬郡古溝鄉。〇今詳ならず、手賀村の邊にあたるか、諸鄉の位置より推し及ぼしてしか云ふのみ、猶考ふべし。

布佐鄉（フサ）

和名抄、相馬郡布佐鄉、(今布佐町、湖北村、及び北相馬郡の布川、文間等に涉る。往時は利根の大水東注せざりしを以て、僅に常陸川の細流ありて、猿島、相馬の二郡の溝瀆の末を承けて、此間を行けり、故に後世の如き河身の、布佐、文間の地を二分するを見ざりしと知るべし。

利根川圖志云、布佐は倭名抄に見えたり、古語拾遺に「天富命、更求沃壤、分阿波齋部、率往東土、播殖麻穀、好麻所生、故謂之總國、古語謂麻爲總也」とあれば、由來あるべき地なり。〇香取郡志云、諸郡常陸の說に、今の下利根は古の毛野川の河口にて、徒出利根を此に通するや、人工を加へて然り、其證は布佐、布川の間の開鑿の痕蹟、今に歷然として存するに見るべしと。

布佐（フサ）

今布佐町と云ふ、人口二千五百、手賀沼の東背にし、下總國の大江に臨み、對岸を布川（フカハ）町とす

布佐臺と布川臺は、共に二十三米突許の標高を有し、南岸對向して峽を成す、幅二百米突、一山の中斷して閘通せる形迹分明なり。近年我孫子より佐原に向ふ鐵道、此に停車す。

利根川圖志云、今の布佐町は近世まで漁家なり、臺村と云ふ所ぞ、布佐の古の鄉里なれ、此地中葉和田氏の有にて、布佐臺に和田前と云ふ地名のこる、其後田部主水之に代り、千葉家に屬せりとか、常總軍記に、岡見の家臣栗林義長、天正十三年二月、布川に押出て、豐島紀伊守が砦に入り、遂に布川を發して、利根川を渡し、布佐の砦へ攻掛り、云々。

今按、常總軍記に、布川と布佐の間に利根川流るゝが如くに載するは、天正年中の實狀に非ず、後人水道に古今の大變あるを知らず、臆想を以て地形を叙せるの誤のみ。

日本名勝地志云、布佐より布川に至る渡口を、大地の渡と云ひ、下流を下根利川と呼ぶ、是より安食に至るまでの間を、鮭魚の絶品とす、芭蕉翁の鹿島紀行に「日既に暮れかゝる程に、利根川の畔、布佐といふ處に着く、此川に鮭の網代といふ物たくみて、武江の市に鬻く者あり、宵の程は其漁家に入りて息ふ、夜の宿腥さし」云々、とある、是地なり、然れども、其網代も今は水路を妨くるを以て、廢止したりと。〇利根川圖志云、布佐に到る、處々に樹林あり、なほ行けば左に一里塚有り、佐竹家にて水戶を領せし時の驛路の準にて、これより龍ヶ崎に行きしといふ、この邊に和田前といふ處あり、和田氏の城跡なり、文政二年の頃、ここより石槨を掘出しゝに、中に長き刀、銅佛と、石一片有りき、その石今「明應九年庚申、月日不知、文政二乙卯歲、四月建之」と鐫りて和田八幡と稱し布佐の正徹院に祭りて有りしとぞ。又云、凡銚子浦より江戶へ鮮魚を積み上するを鮮船といふ、舟子三人にて、日暮に彼處を出て、夜間に二十里餘の水路を泝り、未明に布佐、市川に至る、特にこの處を

多しとす、故にこの際佳景に富し、人家稠雑、屋棟相連接し、傾くる魚は銀刀を閃し、鉛錘を投し、桃花を散じ若葉を翻して、一時の佳景と稱するに足れり、而して冬は布佐より馬に駄して江戸に運る。

中峠(ナカビヤウ)　今中里、古戸(フルト)、日秀(ヒビル)、新木(アラキ)と相合せ、湖北村と云ふ。布佐の西にして、手賀沼を南にし、利根川を北にす。

(日秀)

中峠のビヤウの名義、并に假借の字なるを詳にせず、城址あり、手賀沼をうちこし、遠に富士の峰を臨めて、風景いはむ方なし、日秀、新木を併せて芝原といふ、右に淺間山あり、その前なる新田を淺間前といふ。(利根川圖志)

柴崎(シバサキ)　今都部(イチブ)、岡、發戸、下戸、青山等と共に、我孫子町の管内とす。中峠の西にして、我孫子宿の東、取手への渡津にあたる。

(都部)

地理志料云、柴崎城、手賀木土寺過去帳、日中相馬柴崎八郎四郎、永正二年卒、蓋城主也。○都部の都にイチの假借を宛せるは、中古以來、警備の名に異ひ、と云ふ者、常に都字を市字に通じて假り、一字に同しかりしに因るならん。

青山(アヲヤマ)　柴崎の北に接する島狀の孤丘の名なるが、民家は其下に蕃集し、大江を隔てて取手驛に對す、奥州濱海道の渡津にして、鐵道も之を經由す、日天子祠(俗稱オテンン)あり。

青山とは意部(オフ)山の訛にして、古の於賦の驛家も此邊なるべしと想はる、或は意部郷の下に出づ。(青山の西、布施驛の東は、一面の沼澤、長さ一里、半圓規狀を成し、半徑半里許、木願寺沼と云ひ、江水減すれば眞菰の渦と爲る。)

我孫子(アビコ)　今我孫子町、人口四千、柴崎、青山等を合せたる總數なり。土浦線の鐵道は、此にて木下、佐原に向ふ線路を分つ。取手より八哩半、佐原へ三十七哩、土浦へ三十哩。

我孫子、布施より布佐の邊を、古は中相馬(ナカサウマ)と云へり。○地理志料云、按、我孫子讀云阿毘古、姓氏錄「我孫公、與上毛野同祖、豐城入彦命男、八綱田命」是其裔所居、廢城考、我孫子城、天正十八年陷、北條五代記作孫子城、城主未聞。

(中相馬)

意部郷(オフ)　和名抄、相馬郡意部郷。○今我孫子、富勢の邊にあたる、即布佐郷の西に隣り、色陸郷の東に居る。此地は古來不易の津驛にあたり、南北必由の要衝たり、然れども歷世の間、河道の變遷と、江水の盈退甚しき者あり、古今の形狀固より同じからず。且意部の名は、中世夙に亡びしにや、他に聞見する所なく、僅に青山の名を存して、意部山の訛なるを推想せしむるのみ。(正倉院文書、養老五年戸籍、倉麻郡意布郷)

意部の驛は延喜式に於(オ)賦に作り、茜津(馬津)と共に、驛馬十疋とす、奥州への海道、及び常陸府への往來にあたり、於賦の次驛は常陸河内郡榛谷なり。

(於賦)

布施(ノセ)　今富勢(フセ)村と云ひ、根戸、久寺家(クジケ)、宿連寺(シクレンジ)を合す、我孫子宿の北西一里にあたり、江岸に居る。其渡津を俗に七里(シチリ)の渡と呼び、常陸往來の別路とす、柏驛の北東一里半。

南相馬郡に布施、布瀬二村あり、往時の伊勢神封たりし布施郷はいづれにや、又布施とは、古代の渡津、山險等に、布舍(フセヤ)の設ありて、行旅を救護せるに名づく、此なる布施もそれに出づる歟、即於賦(オフ)の驛も此邊にありしと想はるるなり。

地理志料云、伊勢外宮神宮檜垣氏藏、大治五年千葉常重解「寄進御厨一處、在相馬郡布施郷、東限蛟蝄境、南限志子多、及手下水海」蛟蝄即今文間莊、志子多即篠籠田村、手下即手賀沼也、神鳳抄「下總國、相馬御厨、田一千町」東鑑文治二年條「相馬御厨、院御領、[illegible]是、又按、續群書代要記、永和二年[illegible]、東海東山兩道[illegible]武渡船數少、[illegible]不備、宜造浮橋、令得通行、及建布施屋、[illegible]下道[illegible]、供往住者、以救飢病之」布施屋(フセヤ)と見えたる四年紀、延喜式、[illegible]之運、島常集用[illegible]、[illegible]十中有[illegible]、[illegible]有飲食、三十里有宿、[illegible]有路室[illegible]、注云、旅舍[illegible]施舍賓客、以行之也」蓋其義也、此地當利根川、置布施屋、布名因起。

(辨天山)

利根川圖志云、布施村は松戸、小金より水海道へ行く手也、田中に孤山あり、古は湖中の島なりしとぞ、辨財天堂あり、同村の延命寺の上側、及び駒塚に埋めたる土馬、もとは此處に在りし物なる由、相馬日記に見えて、森道の具なるべき由いへり、孤山の東に窟あり。

玉椿せしと見えてや布施[illegible]、　貞角

(七里渡)

布施辨天山は、七里(チリ)渡の渡頭に在り、對岸は北相馬郡戸頭村にして、南岸相去る半里。俗に七里渡とは往時布施より東へ、木願寺沼中川筋をわたして、取手に至る者、小道七里に當ればならん、往時の地形を想ふに、利根川は東流せざりしにもせよ、猿島郡長井戸沼、鵠戸沼より東南に連亘して流江(ナガレエ)あり、其江は相馬郡に入りて、郡の腹心を貫きたり。是れやがて常陸川の上游にして、毛野川と合ひ、香取浦へ注ぎたり。此相馬の流江は、今日を以て比較せば、印旛沼よりも偉大なりけん、彼木願寺沼(布施の東)和田沼(布施の西)大室沼、三ケ尾沼、木野崎沼、目吹沼、船形沼、安部沼、(今利根川の右岸)乃至淺間沼、常生沼等、みな此流江の枝葉ともいふべき者とす。

根戸(ネト)　今富勢村の大字とす、小金、柏より來る驛路は呼塚川(手賀沼の源)を渡り、根戸に至り二分す、北は即布施七里渡に至り、東は我孫子に至る。

大室　今花野井、青田、船戸等と相合せ、田中村と云ふ。布施の西北にして、小金上野の東北に接し、利根川の江岸に縁れり。岸下には和田沼、大室沼等、幾多の沼澤ありて、江水は澤中を奔下す。(此邊は古の相馬郡色陵鄕の域內歟)

船戸　今田中村の大字とす、柏驛の北二里半、利根運河は西方江戸川の深井より來り、此にて下利根川に通ず、又船戸の北岸は野木崎(北相馬郡)なりし。

利根運河　下利根と江戸川を連絡せしむる溝渠にして、大略、東西に開通す。其東口は船戸の地にして、西口は深井に屬し、新川と云ふ。其間の溝道は、地形の高卑を相し、迂曲して之を造る、地盤(標高約五米突)より隆起する十餘米突の丘陵あれど、之を鑿破したるは一處(長十町許)にすぎず、明治二十三年に開通す。

河田氏利根川沿革考云、明治廿三年庚寅、東葛飾郡深井新田(今新川村大字)より、船戸村(今田中村大字)に至るまでを橫截し、新に川路を開く、大約貳里拾町許、以て汽船以下、船舶銚子港より直に東京に達するを得、常陸、下總、下野等諸州の物產をして、輸送に便ならしむ、三月廿五日を以て始めて通航を許し、是を利根運河と稱す。○銚子湊より東京への水路は、關宿を經て五十二里と稱したりしが、運河開通に由り、減縮凡十五里とぞ。

三尾沼　今福田村に屬す、船戸、青田の北にして、其口は利根川に通じたり。長三十町、幅六町乃至三町、西南に斗入する小灣あり、長十町許。沼の西岸は即三ヶ尾村にして、今は福田と改め、瀨戸、三堀、木野崎等と相合す。近年の功役に成れる利根運河は、此沼の澤地及び谿谷を相して溝道を造り、以て運渠を成したる也。瀨戸、三堀は三尾沼の北岸なる丘上に在り、利根川は三堀の渡にて、鬼怒川を合す。

木野崎　今三尾、三堀、瀨戸等と相合し福田村と改む、野田町の東一里半、利根川に臨める邑落なり。對岸は矢作(猿島郡)菅生、大木(北相馬郡)の地とす。

三堀　又水堀に作る、其河津を我慢の瀨と呼ぶ、鬼怒川北より來りて、利根の江水を衝く所なればなり(利根川圖志云、我慢とは佛典に出づれど、俗に努力の義に轉じ言へり、この處水堀村の下にて、衣川落合の衝なるからに、流頗る急なるを、舟子共聲を掛け、今少の間ぞ、我慢々々と言ひしより、遂に名と爲りしなり。

大井鄕　和名抄、相馬郡大井鄕。○今詳ならず、諸家異見、或は手賀沼の南とし、或は於賦驛に同じと爲し、又水海道に擬し、衆說紛紜す、而も近世謂ふ所の下河邊庄は、江戸川の左右に涉り、葛飾郡に屬すれど、古郡鄕の系屬を知らず、恐らくは相馬郡大井、及び餘戸の二鄕、此間に在りしならん。其地は當時利根川(高野川)と常陸川の間、廣漠の野を占め、鄕里民戸最稀少なりしならんも、後に及び下河邊庄を立てゝ、新墾大に興り、遂に古鄕名を失ひし如し。されば古の大井鄕は木野崎、野田の邊を專稱し、其北西は餘戸にて、大井の分鄕なりし歟。

正倉院文書、天平寶字六年寫經所解に「相馬郡大井鄕人、矢作廣麿呂、矢作眞足」あり、今木野崎の對岸(北相馬郡)に矢作村の名あるは、偶爾にあらじ、將門記に「只相馬郡大井津、廣河京大津」とあるも、彼の石井の傍郡の南なる者なるべく、大略常陸川の渡津と解釋して、其津址を木野崎、木間瀨の邊に就きて擇らば、當に迂遠の譏なきを知るべし。

下河邊庄は、寬元二年香取遷宮用途目錄に見えて大庄なり、後宇多院御領目錄に、下總國下河邊を、千葉庄と並載せらる、庄號なしと雖其實は同じ、武藏國へ入れる北葛飾郡の下河邊、及び猿島郡の下河邊館址を參考すべし。

上總國山邊南部、[ ][ ]國下河邊莊內、春日[ ]鄕地頭職、止方々妨、可令知行者、天氣如此、悉之以狀

延元元年三年廿二日　左中將(花押)

春日部瀧口左衛門尉館

春日部は今の武州北葛飾郡の粕壁をいふ。

東鑑に大井、隅田兩河とある大井は、三代格の太日河に同く、仙覺萬葉抄の布止井是なり、故に大字は太字の誤にや想はるる節なきにあらず。猶考ふるに、太日河は利根(末は隅田に同じ)常陸の二河の間を流れ、恰も相馬郡大井鄕の中を貫通す、然らば太日、太井、大井は一河三名なりと謂ひつべし。(太日河の條參考)

野田　今野田町、人口六千五百、流山の北三里、江戸川の東岸なる原上に居る、邑民豐飽、富庶の名あり。特に醬油釀造の大家數多ありて、倉庫、塲舖皆觀るべし、河岸を中野臺と云ひ、松戸へ五里、關宿へ七里。

騎馬忍冬花氣中、　鐵　兜
裊々鬢絲細々風、人家斷續水西東、清和時節總州路、

鎌倉大草紙、康正元年、公方成氏が古河落着の時、野田の城には野田右馬助を籠置かれたる由を載す、古河の防禦に此にも築かれしならん。されど野田氏は、本來下野梁田郡の著姓なるべきも、下總にも所領ありて、それを野田領と云へるが、やがて地名と爲れるにあらずや、梁田郡の野田を參考すべし。

大草紙、結城落城の時「野田右馬助家人、矢部大炊助首、此一は古河にて取之、野田遠江守家人、鳩井隼人佐、是は關の後討之、首合三、野田讃岐守取之」とも載す

野田の對岸北葛飾郡金杉村に新利根川(江戸川)重疏碑

あり、享保二十年建つ、其碑文の大意、〔下總舊事考〕當方之水、利根川爲大、自上野出、經武藏、抵下總、委曲而降、東至銚子口、六百十餘里、達于海、武總間引河灌漑、亦皆有井、都城潴匯水之、因稱江戶渠、通江、所謂江間、値代官□□、則有溢決之患、自是後每年其高十尺、又名曰豐堤、□其堤不能暢注于水患、所謂居多、於是官曾□十餘年、不得允、求總訴者皆病、其子□志、方踰九十有歲、久之□□援之江戶有、條其苦實、具狀陳旨、享保十三年春、有命、使島田道桓督役、官亦副之、賜帑金三十萬、疏新渠、且開拓荒田、三歲竣功、自是莊內、帝手・松伏、入條、西領二百餘里、亦免水害、收穫得時、云々。

山崎（ヤマサキ）
（今上）

今今上（イマカミ）、櫻臺等と合せ、梅郷（ウメサト）村と改む、野田の東南一里、深井の北にして、江戸川の東方なる丘原の上に在り。此は天正十八年、岡部內膳正長盛が、關宿領內一万二千石を賜はりし時、陣屋を置きし邑なりと云ふ。されど松戸に居りしとも云へば、いつれか正しき、慶長七年播州山崎邑へ移封。（舊事考には、岡部氏野田の堤臺に居るといふ、疑ふべし）

谷津（ヤツ）
今隣接の諸小村と相合し、七福（ミナノ）村と改む、野田の北一里、座生沼の北岸にあたる。

座生沼（ザオウ）
或は藏王、又藏王に作る、蓋岸畔に藏王權現（和州御嶽神）を祭れるに因る、野田町の西北半里。その池沼南北一里、東西五町乃至三町、池尾は江戸川に接すれど、堤塘を造りて相隔界す。

岩名（イハナ）
藏王沼の西北なる丘原に居り、其原中桃を種う。凡藏王湖及び江戸川両岸、皆桃林にし、野田の好景色と稱へらる、春時遊觀の客なきにあらず。松田氏觀桃記云、湖上の桃樹數千、之を望めば燦爛目を眩す、湖水清瀏、舟を中流に泛べしに、斷岸數尺、桜樹雜然、而竹其半腹に生ず、轉棹して西行するに、滿岸皆桃林、菜花其間に點綴す、舟を西岸に繋ぎて陸し、桃林を穿ちて行く、土人の生計を問ふ、曰く桃實の利、耕田に數倍すと、林下一聚落を爲す、即巖名村也、戸數十町有り、田外一川あり、刀禰川と曰ふ、川を隔てゝ村有り、金杉と曰ひ、附肱（ツイヒヂ）と曰ふ、此地も亦桃を種ゑ、數里に連亘し、紅霞□□として、彩雲搖曳し、布帆其間に來往し、奇景萬狀を一眸中に萃む、左折して右轉し、地漸く高く、小祠有り藏王神を安ず、祠前に石洞有り、深さ二三尺、其東數十丈なりと云ふ。

目吹（メフキ）
今旭村と改號し、野田の東北なる諸新田を合併す。目吹は木野崎の西に隣り、利根川の南岸に據り、岸邊の下には、沼澤田圃相雜り、江流と共に平舗せり。鏑矢記に、天養二年下野守源義朝の寄文を引き「寄進領地壹處事、在下總國管相馬郡、四至（中略）西限繞谷、并目吹岑」と載す、目吹岑はメフキネとよみ、蓋目吹の崖岸を云ひ、繞谷は今詳ならずと雖、沼澤の名なるべし。（南相馬郡相馬郷を參考せよ）

中里（ナカサト）
（船形）

今船形（フナカタ）、尾崎、東金野井と相合せ川間（カハマ）村と改む、野田町の北一里半。その船形は中里の東にて、利根川にのぞみ、尾崎は江戸川にのぞむ。利根川圖志云、關宿の邊は卑溼にして水患多し、故に嘉永の初、領主より命じて、境東なる桐ヶ作、木間ヶ瀬、舟形、木崎等の村々、六里の間に水道を作り、水堀（ミツホリ）より利根川に落し、永く水患無からしむ、民甚これに頼る。

安部沼（アベ）
中里の北にして、長一里許、末は利根川へ落つ、近年大略開きて稲田と化れど、猶澤地を免るる能はず。東金野井にも五駄沼あり、安部沼に比すれば稍狭少なり。

木間瀬（キマガセ）
今木間ヶ瀬村といふ、中里の北一里、利根川の西岸に居り、其山渦の渡を經て、猿島郡若井へ一里半、此地或は將門記謂ふ所の大井津ならん。木間瀬は或はコマガセと呼ばれ、村內に駒形の社あるを見れば、古言は駒瀬なり。東鑑に、下河邊庄司行平の所領の地に、貢馬の事ありし由を載す、もしくは此木間瀬の邊に牧畜したるにあらずや。

養和元年七月、成給御下文、成尋奉行之「下總國御厩別當所、可早免除貢馬事、右件行平所知貢馬者、令免除畢、仍御厩別當、宜承知、勿違失、故下」。

餘戸郷（アマベ）
和名抄、相馬郡餘戸郷。○今詳ならず、大井郷は中古の下河邊庄にして、餘戸も大井の剩餘分割の地と推斷せらるれば、暫く之を此間に係く。又安部（アベ）沼の安部の名は、餘戸（アマリベ）の約に出つるとも云ふを得れど、附會の嫌なきに非ず。

東寶珠花（ヒガシハウシユバナ）
今次木（ナミキ）、親井（オヤンヰ）、吉春、桐作（キリサク）、中戸、新田戸等と相合せ、二川（フタガハ）村と改む。即木間瀬と、關宿の間、江河を表裏に帶び、二里許に沿ふ地とす。

夜自寶珠津歸、途上即目、　　菱湖
金會華燈挂半空、歌聲笑語月明中、隴頭誰氏孤墳草、一點佛燈照寂寥。

寶珠花は江戸川の南岸に在る邑名なるが、其西寶珠花は今分れて北葛飾郡へ入る。惟ふに此一邑の二分せしは、寛永十八年江戸川開通にあたり、關宿以下座生沼の邊まで、新に鑿破して水を行はしめたるに由る歟。此間の地形を觀るに、自然の河谷にあらずして、丘原を剖析したる痕跡は寶珠花に於て特に著顯す。○常總軍記に「多賀谷高經、關田郡を攻めんならば、猿島郡も危し、加勢せずばあるべからずと、馬洗の横瀬主膳、菅生の石塚權兵、野田の野田角午、寶珠花の小岩主水以下、七百騎にて馳來る」云々、野田、寶珠花は天正の比には、猿島郡の所轄もありしにや。

古布内（フルフッチ）　今二川村の管内なれど、寶珠花の北一里、利根川に瀕り、相接して桐ケ作あり。

（標註）古布内、中戸の邊を深栖郷と稱したり、下總舊事考に此を以て深栖諸陵助賴重の住處と爲し、源平盛衰記に九郎義經が下總に來り、賴重に倚れるは即是なりと論す。

深栖諸陵助の住處は、義經記に、下野の國にて、たかのと云ふ地と述べたり。下野は下總の誤なるべき歟、たかのは高野渡にて（武藏北葛飾郡高野）古布内、中戸の西二里許に其名存す、即共に中世の下河邊庄内なり。〇義經記云、足柄の宿なうち過て、武藏野の堀兼の井をよそに見て、在五中將のながめける、ふかきよしみをおもひて、下野の國しやうたかのといふ所に著給ふ、宿の主を召て、是は何の國ぞと御尋有ければ、下野の國と申ける、此所は誰か庄かと御尋ねければ、下野の庄とぞ申ける、此庄の領主はたれといふぞ、少納言信西と申せし人の、母かたの伯父、みさゝきの介と申人の嫡子、みさゝきの兵衛とぞ申ける。

中戸（ナカト）　今二川村の大字にて、江戸川へ瀕り、寶珠花の北一里餘、關宿の南一里餘。常敬寺と稱する淨土眞宗西派の古刹あり。

氏康當地江被取懸候間、急度當地罷入存候、仍去二日巳刻、被寄來候間、宿之外出入數候之處、於諸[illegible]先等打寄之間、豎野代候處、氏康備前迄引退候、午刻氏康父子、取手鑓被寄來之間、雖行、宿之内江引入、大戸張、小戸張、新曲輪、自三戸張切而出、一番請迄掃出候、諸手負死人數多候條、用害迄に不與障、取寄中戸所、五里計引除、陣取之間、翌日一行、可有實行之由存候處、夜中退散、無念此事候、爲其信事、自掛者可令啓候、恐々謹言、

三月七日　中務入道晴助

佐竹次郎殿〔古簡雜纂〕

常敬寺（ジャウキャウジ）　二十四輩順拜圖會云、常敬寺は河邊庄關宿領にして、野方深栖の郷、中戸村に在り、西光院と稱し、坂東七箇の大寺の一にて、高祖親鸞聖人の孫、唯善上人の遺蹟なり、唯善上人は高祖の息女、覺信尼の子、法印覺信尼公の息男にして、正安[illegible]年の春、唯善相州常磐に下向し、[illegible]寺を下總國關宿の邊に建立して、西光院の額號を賜ふ、それより代々法燈をつたへ相續したるに、第十世了照の時に、兵火のために燒失す、これ天正年間豐臣秀吉公北條氏政を征し給ふ役なり、此因緣ありて當山を二箇寺に分ち、一は越後國高田に移りて、一寺ともに中戸山常敬寺と稱す。

關宿（セキヤド）　今關宿町と云ひ、人口四千餘、東葛飾郡の北西角の地にして、利根川江戸川の分派する所とす。故に三方に江水を繞らし、舟車必由の要口とす。江戸幕府の時、城壘を置きしに由らず、關櫓を設けて、往來を監視せしめたり、〇關宿は江戸の北十二里、日夜汽船の上下あり。對岸境町は猿島郡の治所とす、又西方栗橋、久喜は東北鐵道の經由する所なるが、此を去る三里。

關宿は關場津の義にして、中古此江津の險阨を利として、關場の設を創めしに出づ、而も其年紀を聞かず。康正中、鎌倉公方足利成氏の古河城に入るや、下野の人簗田持助を舉げて關宿城の守將とす（持助のこと、[illegible]にも移籍すとも云ふ）之より古河關宿相倚りて、八州中野の一强國たりしが、天正の初めに衰亡し、遂に小田原北條氏の有と爲る、江戸幕府に及び、譜代大名を置き、城主數替[illegible]、其後慶長の頃[illegible]に至れり。關宿は今[illegible]にあり、其内、古戸町、臺町は一郭を成し、[illegible]に[illegible]、今邑の[illegible]に近し、[illegible]る十町許にして、元町あり、江戸川の東岸に近し。別に臺町、江戸町の西方に、江戸川を隔て、向河岸町あり、

（逆川）

其地勢全く北葛飾に屬す。按ふに關宿の地、本江流の中に在りて、一洲土のみ、本流河道の變遷によりて、形勢今の如くなりし者とす、天正の頃、簗田氏の時、常陸川の流其北東を限り、猿島郡と相分ちしも、西方は栗橋、川妻（今猿島郡五霞村）と壤土を接し、其間に逆川の障なく、又權現堂川、江戸川の來り迫ることなかりき。關宿の西、栗橋の間には、古來沼澤ありしなり、又關宿城の南、元町との間に古川跡あり、蓋其西山王沼福田沼の江川の末にして、東南流、常陸川に入りし者歟、河田氏利根川沿革考に、之をも渡良瀬川の一派とせられしは疑ふべし）文祿、慶長に至り、利根川の治水土功起り、形勢漸く大一變を爲し、渡良瀬利根川の水離合數次す。寛永の末年に至り、權現堂川（即渡良瀬）を關宿の西南に利導し、二分して一は屈折南下せしむ、即庄内川なり、一は北行して常陸川に通せしむ、即今の逆川なり、（逆川は今南行の水なれど、昔は北行したる河渠なるべし）長三十町許。已にして庄内川を塞ぎ、更に其東に新河道を作り、關宿より起り寶珠花、金野井を經て野田、金杉の間に至る。正保中この新川を以て利根川と爲す、當時主水脉なりければ也。幾年ならずして赤堀川を疏通し、利根の主水脉は常陸川へ轉す、（承應三年）又關宿江戸町の地を穿ち、逆川と新川を直通せしめしより、向河岸は江戸町と相離る。江戸川の稱は此比より起り、東關宿より行德を經て、江戸に達する航路と定めらる。（北葛飾郡江戸川、權現堂川等を參考すべし）〇舊事考云、逆川、江戸川、[illegible]、寛文五年、牧野氏城主之時、就通常陸川江戸川、[illegible]之濟[illegible]

關宿破損之節[illegible]、是は八十日之内、春四月[illegible]日[illegible]へ[illegible]着、[illegible]六日有之分、七月朔日關宿へ罷着、翌日二日より七日迄、可致普請、此日限無相違罷着、奉行如申、可致者也、依如件、

子六月廿三日　天正十六年、北條家虎朱印あり）
芹草百姓中　（新編武藏風土記）

利根川圖志云、關宿、東に臺町、南に江戸町、内河岸、元町、内町あり、中町は河岸にて向河岸なり、この[illegible]問屋、船宿多く、最繁華なり、江戸に行く旅人、舟は向河岸より出づ、[illegible]に柳堤を開き、河岸に柳枝を折る、その景況喩ふるに物なし。○萬事考云、關宿爲城下、六町、戸數凡五百、[illegible]、[illegible]有賣買戸口甚多、[illegible]則多船舶、船自此發、一夕可達江戸也、凡十二里、元町、谷貝町、在利根江北。

關宿城址（せきやど）　今關宿町の北に在りて、西は江戸川に傍り、境町への道口の南六町、平地に就き壕塹を作りし者なるが、今は廢毀嘗し。○此城は近世寛永以後、久世氏の有たり、戊辰の役に、江戸脱走の諸隊、此關に出沒して士民を脅制す、官軍關宿城に入り之を鎭壓す　四月二十日、河東岩井驛屯在の東軍（誠忠、純義、回天の三隊）窃に關宿藩士と通謀し、本城を伺ふ、官軍出て戰ひ、殺傷相當る、藩士百餘人、藩主（久世隱岐守廣文）を奪ひ、城を去り、東軍に投す。已にして所在の東軍皆破れ、冬に至り久世廣文への赦命あり、

上野山内賊徒屯集之節、私に自邸を脫し、其徒に與し終に王師に抗衛候條、幼弱とは乍申、大義順逆を不相辨次第、其罪不輕、屹度御咎可被仰付候處、出格の思召を以て、舊知之内五千石被召上、隱居被仰付、家名相續之儀は、血脈之者へ可被仰付候事。

利根川圖志云、關宿城は簗田氏の築く所なり、簗田は從來下野の住人にて、代々古河公方に仕へ、永享十年、簗田河内守、同出羽守等、公方持氏卿の大藏御所を宿守して戰死す、其後嘉吉元年、結城合戰の時は、簗田四郎、同出羽三郎、持氏卿の子息春王安王の爲に討死す、寶德元年春王の弟成氏、關東の總督と成りたまふや、簗田氏は結城一黨と同く、鎌倉出頭の臣たり、康正元年、成氏上杉と不和にて、鴻巣古河に移りたまひ、關宿の城に、簗田を籠めらるること、大草紙に見ゆ、町は簗田持助は南關書助と共に、千葉實胤、市川城を攻落す、其二月足立部を満半押領する事も、同書に見ゆ、[illegible]あり、弘治三年、北條氏康より古河公方晴氏、義氏兩君を關宿城に移し、簗田中務少輔政信をして守護せしめたること、八州古戰錄に見ゆ、天正元年、政信其子綱政（出羽守）と共に、佐竹氏に降附しければ、北條氏より關宿を攻取られ、簗田氏は常陸へ走る、天正十八年、江戸入部の時に至り、關宿城を松平因幡守康元に賜はり、封二萬石。○關宿城は松平因幡守康元、傳へて元和二年に至り、松平大隅守重勝之に代る、同五年小笠原左衛門佐政信（信之）寛永十五年北條出羽守氏重、正保元年牧野内匠頭信成、明暦二年板倉周防守重宗、寛文九年久世大和守廣之、元祿十年牧野備後守成貞、寶永二年久世大和守重之、五萬石、以て大政維新に至れり。

下總舊事考云、河内守簗田滿助、始徙居關宿、永享十年十一月、與父直助共殉足利持氏之難、法號東昌、同時殉難者、有簗田長門守、同出羽守、同民部少輔等、滿助子持助、幼字八郎、逃潛往常陸、後歸仕成氏、及成氏遷古河、遂爲其長臣、稱河内守、有子長成助（中務大輔）次孝助（下野守）次政助（右京亮）成助有一子、曰高助（中務大輔又河内守）高助子、曰晴助（中務大輔）晴助子曰政信、政信子曰綱政、○結城家譜云、永祿三年庚申、上州武州諸侍、屬越後上杉輝虎、而以武代北條氏康一家、野州、常州諸家、小山、宇都宮、那須、佐竹、小田、皆屬越國、結城一人不屬輝虎、隨北條氏康、本擬佐公方義氏爲軍、捨結城之兵、差關宿之城、從相州太田大膳亮爲城主、下妻多賀谷修理亮晴經、佐野等、攻結城關宿。

鎌倉九代後記云、永祿三年、公方晴氏、關宿[illegible]にて逝去あり　利根川圖志云、古河公方晴氏卿は、關宿の[illegible]寺の園中に在り、[illegible]、[illegible]寺といふ、石碑の表に「永仙院殿系山先公大禪、永祿」（年月磨滅す、寺説に系山道統永祿三年五月）一旁に晴氏と刻す、石の高五尺。

[illegible]雜記云、關宿小宿也、[illegible]運縱横、滿[illegible]之域、甲於天下、地勢[illegible]兵事則、今爲其高陣郡中、謀兵、連營固守、然古人守之也、則不可不謂也、出[illegible]、行三里許、忽見自[illegible]行茅屋上、[illegible]視則帆也、登堤得小眺、顧外則江戸江、分派於利根江、南流十餘里、入下總境、流[illegible]、運船有其九百石者、[illegible]、及[illegible]島以南、信島井當以東、皆潰于此、南至行德制、運達江戸、其分流之處、置閘以禦、閘下築[illegible]坊東流、謂以雁齒杙、旱則激制下流、潦則爲水之經流、乃治水之絶巧者也、江北則關宿、亦葛飾郡、而隷下總州、久世侯治焉、街坊特[illegible]、北行七八町、渡利根經流、約略三百步、亦多運船、篷有長五六十丈者、對岸曰界坊、夜航出焉、商旅入都者、往往艤於此、一夜而達極便。

中利根川（なかとね）

利根の中游の謂にして、關宿の東西に於て此稱あり。即赤堀川以下、關宿、木間瀨、木野崎、船戸、布施、取手等を經て、布川、布佐に至までを云ふ、長凡十五里。其兩岸は古來下總の管内なり、而も近年行政の便宜に從ひ、河北は茨城縣の所轄に歸することと爲れるも、猶出入散在の飛地なきにあらず。

（常陸川）

中利根は古の常陸川上游にあたり、大山沼、釋迦沼、長井戸沼、鵠戸沼等を源泉とし、衣漂兩合して一條の滿江と爲り、相馬郡を貫穿して、毛野川に合ひ、手下、印播の諸湖水と共に、銚河、香取海へ注出したり。其常陸川の名ありしは、其下游（今の下利根）にして、常陸下總の界河を成せば也。萬葉記に引ける天養二年文書に、相馬

郡管の寄進地一處、南限南沼上大路とある南沼は、正しく此常陸川上游の流江を指せしにて、於賦驛家の大路之を過ぐ。又將門記なる廣河井に大井津も、此流江に臨める也、大井郷、蒜津郷に論述せり。さて赤堀川開通以後利根、渡瀨の二幹流の轉じて、常陸川に入りたる次第は猿島郡赤堀川の條に見ゆる如く、承應年中の事とす。されど之より以前、已に逆川あり、關宿の西傍に於て利根、渡瀨と常陸川を交通せしめたり。

利根の水派の南下、東行の跡を按ふに、近世德川氏入國の以前に在りては、堤防修治の業も、力を用うること稀なりければ、洪水汎濫の日に、彼古河、栗橋、幸手、關宿等の間、橫出竪走、本支相亂れて波浪を漲らししならん。されば近古以前、利根、渡瀨、常陸の三河相混することなしと云ふも、是れ固より大略にして之を論ずるのみ、其間に彼我の水の相通して、（開闔一ならずと想はるゝも）紛糾を爲せるや必せり。例へば天正二十年松平家忠日記に「武州忍の篠部より、二月十九日、舟にて出候、廿日矢はぎ迄越候、廿一日かないと迄越候、廿二日上代迄つき候、小海川にてふる舞候」とあるは、上利根より舟にて降り、常陸川（今の中利根）へ入り、矢作（北相馬）（今江津（香取郡））を經出し、終に香取浦（今の下利根）上代領の小見川（香取郡）へ着岸したるなり、熟思を要す。

利根川、入隅田川、是古道也、天正開府、避水害、新疏中川、使之東、尚以其害之不止、又導南會太井川、先是關宿地方、疏常陸川、會絹川、入南其茂川、

在何年也、不得詳之、

逐次利根河道遷、古來南走入隅田、疏通不盡何王代、轉倒本支會絹川、（北總詩誌）

利根川、在下總國、俗說飲此水者、令人利根、吏齊設使飲貪泉、義氣清風不可遷、唯有古今天性在、遷入篇戸利根川（羅山詩集）

近年中利根の舟戸より、江戸川の深井へ運河を通し、下利根より關宿を迂廻せずして、江戸川へ達するを得。

利根川圖志云、利根川の全流、凡七十餘里、その大小に因てこれを上中下の三に分つ、即本源上野國利根郡藤原の奥より、二十八里餘を經て、渡良瀨落合の處に至る、これまでを上利根川といふ、かくて武藏國葛飾郡栗橋御關所の前に至て官渡あり、房川渡といふ（川幅凡三百間許、半里に滿ず）以下分れて二支と爲る、南を權現堂川といふ、この川長二里許、關宿に至り、赤堀川の分支なる逆川を幷せ、江戸川となり、下總國葛飾郡行德堀江新田に至て海に入る、北を赤堀川といふ、長一里半許、廣さ六十間より二百三十間に至る、再分れて逆川となり、平時は南して江戸川に落つ、洪水の時は關宿の杭出に支へられ、河流逆行して、中利根川に落つ、故に逆川の名あり）この三川の間二島を爲す、合せて五ヶ村島といふ赤堀川の下流は即中利根川、凡十六里餘を經、鬼怒川落合の下に至て、下利根川と稱ふ。

下總舊事考、川治志云、利根河々道數遷、故所傳說亦不一、曰自武藏埼玉郡川俣以上、蓋古昔未考、以其境形漸省察、其水勢漸向東、推之必在古諸華也、川又以下故道、自是南指、經不動岡、過川口（今稱會之川、作一河流）自是直經武藏國葛飾郡間、至猿又（今稱古利根川）西折、自龜有至小菅（今稱古隅田川）隅田宿地、入江戸海、是往古之河道也、文祿中築川又、疏會之川、自外野至島川、入今之古利根川、更築隅田川、拓中川道海、於是河道一變、後又塞會之川、入今之古利根川、自島川經上宇和田總新田、至金杉合太平川、於是河道二變、元和七年、自佐波至栗橋、疏新川二里餘、（今稱新川通）其下岐爲二、一自中田至前林、新疏幅七間小渠、入水海大島田等沼、合常陸川合鬼怒川、一自栗橋至上宇和田、合太井川、於是河道三遷、寛永十八年、自權現堂川下流江川、經元町過寶珠花、至金杉疏新川、塞上宇和田故道、享保十三年、自今上至深井新田、疏新川一里半餘、塞金杉故道、於是河道四遷、是中利根川江戸川沿革之大略也。

上野國

上野國（カミツケノ）

坂東平野の西北隅を占め、利根川の上游、及び中游にあたる。故に利根の支源吾妻川、烏川、神名川、渡瀨川等の溪谷之に屬す。舊誌にいふ、上毛は、東南平夷、蠶桑に饒にして、織績に長したりと、是也。今全面積四百餘方里？人口九十餘萬、十一郡二市、（前橋、高崎）縣治を群馬と曰ふ。

本篇は下野の足利、安蘇の二郡を上野の係屬と爲し、新田、邑樂の下に相連れたり。是れ地勢の上より觀て、離合の當然を認めたれば也。

（毛野國）

上野は和名抄、加美豆介乃と注す、上毛野の毛字を約したる也。古は毛野國と稱へ、下野と相合して分つなし。國郡沿革考云、毛野國、後分ちて上毛野下毛野となす、崇神天皇、皇子豐城命をして、東國を治めしめたまひ、裔孫上毛野君、下毛野君と爲る、倭武尊東征の時、此國を經て碓日坂に登り、吾嬬者耶と歎唱したまひ、又其從屬の老臣に、吾嬬國造を賜ふ、後の吾妻郡にして上野の域内なり、已にして豐城命の孫、彦狹島王を、東山道都督に拜す、途にして薨す、尋て其子御諸別王に詔して、東國を領さしむ、豐城命、御諸別王、蓋共に此地に鎭す、是に由て子孫蕃衍し、上毛野朝臣、下毛野朝臣等、皆其

（上毛野國）

裔なり、和銅の時、改て上野と稱す、

崇神天皇四十八年、豐城命、是上毛野君、下毛野君之始祖也、(古事記同じ)

景行天皇四十年、日本武尊、登碓日坂、云云、(東海道の條に詳なり)五十五年、以彦狹島王、拜東山道十五國都督、五十六年、詔御諸別王、惠領東國、(共に東山道の條に詳なり)

姓氏錄曰、上毛野朝臣、下毛野朝臣同祖、豐城入彦命五世孫、多奇波世君之後也、(仁德天皇紀、竹葉瀨に作る)又曰、池田朝臣、豐城入彦命十世孫、佐太公之後也、(和名抄、邑樂郡、那波郡共に池田郷あり)上毛野坂本朝臣、同上、(碓氷郡坂本郷あり)佐味朝臣、豐城入彦之後也、(綠野郡、那波郡共に佐味郷あり)大野朝臣、同上、(山田郡大野郷あり)

國郡制定の時、十三郡を管す、元明天皇和銅四年、多胡郡を置き、十四郡となる、云々。〇和名抄國郡考云、毛野とは名義五穀草木の類を毛と云へるなり、國造本紀に「難波高津朝、元毛野國、分爲上下」と載せたり、人麿呂集と云ふものに、上毛野をよみて「音に聞く芳野の櫻見にゆかむつけよ山守花のさかりを」と見えたれば、野をはぶきて唱へざるも久し、郡管十四なるを、中世には群馬を東西に分ちたり、源平盛衰記に「足利忠綱の父、俊綱は、上野國十六郡の大介と、新田の庄を屋敷所に申候へしが」云々とある十六郡是なり(上野名跡志に、十六郡とは、十四郡に下野足利、梁田二郡を合するならんとあるは非なり)〇富田氏上野名跡志云、毛野の名義は、上野名跡考に豐前國上毛郡、下毛郡の古訓、加牟豆美介、之毛豆美介とあるを援據とし、毛とは美介にて、即御食なるべし、此地曠平にして田開け、嘉穀豐饒なれば、御食野といへる歟と論ず、又相馬日記には、下野國河內郡衣川郷和名抄に見え、常陸風土記に毛野川とあるを思へば、もと毛野の郷と言ひけんに、川によりて衣川といへるなるべし、毛野てふ國の名も、此郷より起れることうづなしと述ぶ。〇國邑志稿云、職原抄頭注に「毛者有田曰毛」と見え、今も俗に田稻の生長するを立毛と云ひ、稻作を檢視するを毛見と唱ふ、毛は草なれど、特に稻を毛と云へるに、百草の長なればならん、本居氏の說に、毛は草木をいふ、古言に木を毛ともありと斷れり、〇地理志料云、毛草也、令義解、謂土地之所生爲毛、左傳昭七年、食土之毛、注毛草也、公羊傳宣十二年、錫之不毛之地、注不毛者磽确、不生五穀也、其土肥沃、宜五穀桑麻、故名、萬葉集、可美都氣、柿本人麻呂集、加牟都叶、其省乃字亦久、後呼加宇都介、明人譯爲康子計、河野守弘、引萬葉集鼠鈍山歌、謂據毛爲鹿也、本州出獸毛、故名毛野、今不取焉、

按、毛野は上古に在りて東國の咽喉中樞たり、崇神、景行の朝より應神、仁德の代に至り、皇子皇孫しばしば臨みて撫御統馭する所あり、毛野君の家以て起る。應神紀謂ふ所の上毛野君荒田別の如き、新田郡の經始の主たること、其名號に因りて之を推斷すべし。國造本紀、上毛野國造、瑞籬朝(崇神)皇子豐城入彦命孫、彦狹島命、初治平東方十二國、爲封」とありて、記紀以下に相合ふ。(此に十二國、又は十五國とあるにつきては、東國、東山道の條に併考すべし)然るに奈良朝に及びては、前の國造の家絕えけるにや、佐位氏に上毛野國造の徽號を冒ふ、佐位氏は毛野君の裔孫に非ず佐位郡に見ゆ。

（上州）

上野は近世の詞人或は修して上毛と稱す、又上州と云ふことは、中古以來已に然り。方俗に東上州、西上州、北上州の區分あり。大略勢多以東を東上州とし、群馬、綠野、碓氷、甘樂等を西上州とす、北上州とは吾妻、利根二郡を指す。

（麻具波）

可美都氣の麻具波思麻度にあさひさしまきらはしもなありつゝみれば、〔萬葉集、上野國歌〕

群馬に麻具波と云ふ地、今もありと云へど知れず、思麻度は島津にて、利根川の河灣の狀景に似たり、譬喩なるべし。

利根川

（上利根川）

利根川は坂東平野の主水系とす、其上野に屬する者は上游、中游にして、俗稱上利根川と云ふ、上游は大約南に下り、片品川を合せ、綾戶の險峽を穿り、吾妻川を合せ、稍平夷に就く。而も傾斜猶急にして舟楫の利少し。故に烏川、神名川の會流に至るまでは、眞の中游にあらず。烏川、神名川の合同以下は潮勢全く東に向ひ、以下十五里、上野と武藏との州界を爲し、渡瀨川と相合し、中田、栗橋の渡津に至る、即(中利根にして)中游、下游の接際とす。

刀禰川、發源於上毛、風曲奔流、四十餘里、達于江都、

毛武分風土、一川界上間、田疇半桑樹、道路有陵丘、關過江門客、日乘刀水舟、試詢程遠近、四百里長流、　山田　方谷

刀禰河上口號　梁　星巖

東寧河上西風急、征馬長嘶日欲頹、地是二毛山湧出、天當八月鵰飛來、英雄骨朽餘軍壘、當日棠稀長草萊、議田新野兵燹足、幸逢昭世見興賓、

上野名跡志云、利根川は義經記に「上野國利根の庄、藤原といふ所より落ち來る」云々、又拾芥抄に「利根川のほとりに、無相坂と云ふ、僧住みけり」云々とあれど、何處なりけん、詳ならず、利根の名義は、東國第一の洪河なれば歟、刀禰にも作り、刀禰とは物の長たるを稱す、

(利根郡の條を見よ)

（刀禰河）

刀禰河伯のかは瀨も知らずただ渡りなみにあふのす逢へる君かも、〔万葉集上野歌〕

（坂東太郎）

篠わけば袖こそやれめと利根川の石は踏むともいさ河原より、〔神樂歌、篠の末、新材撰集〕

利根川圖志云、斯河は本源を利根郡藤原の奥なる文殊山に發す、今之を略説せんに、大別して上中下の三とす、其上利根川に入るもの片科川、吾妻川、烏川、志戸川、渡良瀨等なり、（今按、志戸川、渡良瀨は上利根と相合して中利根へ接する者とす、此に上利根へ入ると云ふは、叙説の舔を失ふに似たり）此間大約二十八里（今按、綾戸以下渡瀨までの水程なり）此下分れて二川と爲る、其南なる者は即權現堂川なり、江戸川へ通ず、其北なる者は赤堀川と云ひ、關宿に至り、再び分れて、一は逆川と爲る、平時は南下して江戸川に入るも、大水の時には之に反すれば也、一は本流にして、東して絹川、子飼川を併す、之を中利根川といふ、凡十六里餘、以下は下總の手賀沼、印幡沼、常陸の大浦、霞浦、浪逆浦等に通し、凡二十餘里を經て、銚子口より海に放つ、是を下利根川と云ふ、古人は利根を以て日本第一の大河と爲し、坂東太郎と呼べり、之に次ぎたるは四國太郎、筑紫三郎とぞ。○利根の河道變移は、中游以下に於て特に大なり。上游中游の間にも、廣瀨川の運轉ありて、本州群馬、那波、勢多、佐位諸郡の形狀を改替したり。中游には毛武の南岸、緣邊の村里は、歷代左轉右旋して、定まらざる者あり。而して利根河道の最も遷は、往昔下游の南に折れて、武總州界たりし者が、近世東に直進して、常總の間を流るることと爲れるに在り。即往時の坂東水系が、利根川（隅田川に通ず）渡瀨川（太日川）常陸川（毛野川）に三分せられしを、後世合同して一貫の大江河と爲したるに在り。又上利根川の中游に在りても、邑樂郡の閘川、埼玉郡の倉野川の如き、古へは分出せしものの、後世其脈絡を絶てゐたり。

天明三年七月八日、淺間山暴發し、泥砂石礫を押出し、吾妻川より利根川へ入り、上利根の河床、沿岸、及び河道に急激の變ありしこと、諸所に注説したり。當時見聞の一書に、「先月末方より、信州淺間山震動仕、焼砂降、別て今月六日夜六ッ時より、夥く降出し、夜中雷電大鳴、翌七日晝も闇夜の如くにて降通し、其夜彌大降にて、同八日晝八ッ時迄降申侯、砂の厚二寸七歩餘、一坪はかり立候處、一石五斗三升餘御座候、但一坪之砂重さ四百三十目、田畑降候砂五六寸、依之作物一向に砂埋申候、然共右之間雨少しも降不申候、九日八ッ時、利根川へ右泥水流し、大石に火燃ながら押流れ、川中一面煙立、陸へ押上申候」、〔甲子夜話〕頗害大に涉り、觀察確實を缺くと雖、亦一徴と爲すに足らん。

六十五大川流域志云、利根川航路延長二百二十六里、幹河線七十三里、上利根三十七里、權現堂川四里、逆川一里、中下利根三十一里。

多野郡

多野郡

明治二十九年、多胡、緑野、及び南甘樂の三郡を合併して、多野の新號を建つ、無稽の命名と謂ふべし。今面積約二十四方里、四町十四村、藤岡に治す、人口凡七万。

多野と北甘樂とは、其地山川相抱擁して一區を成す、相合して之を吉井に治めば、最其宜を得ん。謂はゆる西上州の南偏にして、東は武州兒玉郡に至り、西は信州佐久郡に至り、南界は武州秩父郡とす

神名川

（神野川）

（鏑川）

又神流に作る、上州（多野郡）と武州（兒玉郡）の界河なれど、其水源なる山谷は全く上州の管内に屬し、南甘樂谷といふ、（又山中谷）東北流、御荷鉾山の下、柏木に至り十里、以下右岸は武州に屬し左岸は上州に屬し、八里新町驛の東北に於て烏川と相會し、東に折れ一里にして利根川へ入る。

神名は綠野郡加茂郷の奥より出づれば、神の川と云へるが、神名に轉り、流にナガルの訓あれば、神流にも作れど、正しからず。殊に其山中谷は、神名谷とも云へるにより、後世甘樂郡へ混合せられたるも、是亦道理に背けり。〔上野名跡志云、神流川は續太平記に感納川、豆相記、和漢三才圖會に神流川、管窺武鑑に神名川、武田三代記に神奈川、岐岨日記に甘奈川、回國雜記にカミ長川河越記にカミノ川、國史畧、逸史に鉋川などあれど、何れも、神流川の事なり、河越記に「賀美郡と云へるは、武野二十餘郡の北のはてにて、かの郡より流れ出るを、カミノ川と云ひて、末は利根川にたぎり落つ、是なん武藏上野の堺川なり」とあれど、武州賀美郡よりは十餘里も奥、本州甘樂郡より流れ出づるなり、武將感狀記に、上杉の將士上州の邊塞を攻むる事あり、信玄後援たるにより、藤岡の下桂川の邊に出てしこと見ゆ、桂川もカンナ川の誤焦。〕古簡武藏風土記云、鎌倉九代後記に、「一色宮内大輔直兼は、先手の大將として、鎌倉を發し、上州に赴く」、接するに、一色直兼が舊蹟、葛飾郡幸手宿にあり、筑波大夫潤朝が軍忠書上に「永享十年、亡父玄朝八月十五日、武州御發向、令供奉、從府中、屬一色刑部少輔手、上州神名川に在陣仕」云々とあるに證すべし。

南甘樂郡

明治二十九年多野郡へ合併せらる、即神名川の奥なる山谷にして、面積凡十方里、人口一萬三千、神名谷又山中谷と云へり。山嶽四周し、西界は信州佐久郡、東南界は武州秩父郡に至り、北界は

北甘樂郡及び多胡、綠野に隈れり。

（山中谷）

南甘樂は明治十三年の分郡に係り、近世甘樂郡の域内に數へられしも、本來は綠野郡の地なるべし、其說加茂鄉の下に見ゆるが如し。）上野名蹟志云、甘樂郡南牧の南の山間、東西十里許を山中（ヤマナカ）と云ふ、神流川在り、此川は濱平山より出づ、武藏志料、信濃地名考等に、信州佐久郡金峰山の東に三峰あり、千隈川、荒川（秩父）神流川の源なりといへり、讓原村に至り、北に流れ綠野郡へ出づ、讓原の水涯にサンバ石とて奇石あり。

三國山（ミクニ） 神名川の水源にして、楢原の南三里、上武信三州の交界を成し、標高一千九百六十米突。國師岳、金峰山は此峰の南に連亘し、十石峠は北に望むべし。

楢原（ナラハラ） 今乙父、乙母、新羽等と相合せ、上野（ウヘノ）村と改む、山中谷の極西にして、三國山の北麓にあたり、鬼石驛の西十里、砥澤（北甘樂郡南牧）の南三里。

十石峠（ジッコク） 楢原の西二里にして峠に達すべし、猶降陟四里にして大日向（信州佐久郡）に至る。地質圖に據れば、十石峠より東南志賀坂峠へかかり、白堊層の發達を見る、神原白堊層是なり。

乙母（オトモ） 今乙父（オツチ）、新羽、野栗澤等と共に上野村と改む、楢原の東とす。乙母、乙父の對偶、奇と謂ふべし。楢原より新羽に至り二里、村家はいづれも溪澗に居る。

神原（カンバラ） 今平原、尾附、魚尾等と相合せ、中里村と改む、新羽の東一里半、神が原より南へ志賀坂峠を踰えて、武州秩父郡三山、小鹿野に通ずる徑路あり、三山まで四里。

地學雜志云、上州神原の化石は、暗褐色を帶べる微粒狀の硬砂岩にありて、碎片及び石核多く、識別すべきもの甚尠し、凡神原白堊系は、砂岩泥板岩の累層より成り、多く海生動物を包有す、其下部は侏羅系の沙岩、及び泥板岩之を支持し、其上部は直に第三紀層之を被覆したり。

（志賀坂峠）

魚尾（ナンナ） 今中里村の大字とす、神原の東一里、魚尾の北嶺は即白堊岩層にして、山勢東西に連亘し、頗雄大なり。

萬場（マンバ） 今鄰近の小部落、生利（ナマリ）、船子等と共同して神川（カミカハ）村と改む、魚尾の東一里、鬼石の西五里。山中谷の中央にあたり、山民の集合交易の市なれば、稍殷賑の狀あり。

寒雲斷續川如弓、蕭寂孤村未曉中、近有後山猿乳子、一聲震地五更風、　寛齋

柏木（カシハギ） 今神川村へ入る、萬場の東一里、柏木より北へ、御株山を横斷して、日野村へ出づる山徑あり。

御荷鉾山（ミカブ） 萬場、柏木の北嶺にして、山陰は即日野村、山東は三波川の溪とす。近時地質學者の稱する所の御荷鉾系岩石とは、本邦古生層の下部に屬し、結晶片岩の屬なれど、御荷鉾山の邊に廣く露出せる累層なるを以て、御荷鉾系の名を命ぜらる、甘樂郡、秩父郡へも涉る。

御荷鉾の高頂は、東西の二峰に分れ、一千三百米突と稱す、又御株（ミカブ）に作り、ミカボとも唱ふ。山神あり、御株、恐らくは御神（ミカミ）の轉訛のみ。（上野名蹟志云、御荷鉾山は三株とも書す、其不動が嶽には、石の不動尊を祭る、凡東國の地多く權現を祭る、即日本武尊なり、不動尊も實は日本武尊におはすなるべしと云へり。

（御株山）

讓原（ユヅリハラ） 今保美濃山と相合せ、美原村と改む、柏木の東三里、鬼石の南一里。ユヅリとは木名なるべし、杠、又交讓木。

舊話武藏風土記云、秩父郡矢納村と上州讓原村との間、二里程の内、所々に三波石あり、水岸或は山際に見るべし、故に神流川を、此にて三波川とも云へり、（後上野志云、三波石は又三巴石に作り、讓原の萬福寺を三波山（ミンパ）と稱す、）淺行道場なり、延文中創立、文明元年己丑八月の銘ある古碑境內に存す。

（保美山）、（萬福寺）

加茂鄉（カモ） 和名抄、綠野郡牛茂鄉（○牛茂其の訓を知らず、又其地を傳へず、名蹟志に、牛茂を以て鷄鄉に擬したるは、據由あるに非ず。村岡氏加茂と判定せられしも、箕田鄉に擬引せり。今按ふに加茂は神流川、並び御荷鉾山のカミヤマと、其言義を同くし、山中谷の神山（カモ）に起れる名稱とす。されば今の萬場の邊、神川、美原二村にあたるとやいはんか。

俘囚鄉（エビス） 和名抄、綠野郡浮囚鄉。（原書浮は俘の誤のみ、又其名義に就きて、碓氷郡の下に詳論あり。）延喜式にも、上野國俘囚料一萬束と見ゆれば、夷俘を安置せられて、之を一鄉に建てられしなり。一書に、出羽の俘囚に、綠野直の姓を賜はりし事を引きて、當郡綠野村をば、俘囚の栖窟なりしかと論ず。然れども彼徒もと夷民の裔孫、王化に浸漸して、稍雜居を成せるに至れる者、畢竟するに山居野處の民なり、故に和名抄載せて俘囚と云へるも、恐らくは僻遠の山谷に之を安置立籍せるのみ、綠野村の平部にあらず、綠野郡内の山奧、神流川の奧などこそ、俘囚安置の地形なれ。

綠野郡（ミトノ、ミドリノ） 明治二十九年廢し、多胡郡と合併し、多野の名を立てしは即是なり。此郡中世郡界移動あり、近世には面積凡七方里、北は烏川を以て群馬郡に界し、東は神流川を以て武州賀美、兒玉二郡に界し、西は片岡、甘樂、多胡大牟相錯り、南は山中谷に至れり。

綠野は和名抄、美止乃と注し、十一鄉に分つ。安閑紀二年に、「置上毛野國綠野屯倉」とあれば、舊邑と謂ふべし。光仁紀、寶龜四年、上野國綠野郡災、正倉八間、穀糒三萬束」云々。

今淨法寺の南八町の地に、御倉御子神社と云ふ小祠存す、古の屯倉を置かれしも、此地なるべしといへり、

〔名跡志、三碑考〕又木郡に板倉郷てふ名ありしは、屯倉の穀藏などに因みあるかと疑はる、兩說いづれか是なる。

後世美止利乃と唱ふるは、文字につける訛言なるべし。名跡志には神名川、鮎川、無川など皆此處にて落合へば、水處野の義なるべしと述ぶ。又和名抄十一鄕、(之よりさき武美鄕は割きて多胡郡へ入る、されば初め十二鄕なりし歟)の內加茂、俘囚の二鄕(山中谷)は後世甘樂郡へ入り、多胡郡の山字鄕を當郡に合せ、以て近時の緑野郡を成したり、檢地高凡二萬八千石。

尾張鄕

和名抄、緑野郡尾張鄕。今詳ならず、一書に延喜式治尾牧を以て之に擬し、張尾かと云へるにも從ひ難し。諸鄕の位置より推せば、三波川村、鬼石町の邊にあたるかと疑はる。

三波川

今三波川村と云ふ、讓原の北にして、鬼石驛の西方、御荷鉾山に至るまで二里餘の峽谷を占む、其溪澗は即神名川へ入る。(三波川は地學者謂ふ所の御荷鉾系岩層にあたり、太古界水成岩の一種、結晶片岩此に發達す、古來三巴石と稱する者、亦之に外ならず、三波の名義不詳。

竹堂遊記云、乇の南に三馬川有り、石多きを以て著る、地は鬼石の西一里にあり、予鬼石に至て宿し、次日西して嶺を踰え、神奈川を涉る、清洌なる水玉の如し、愈よ西せば闘巒四合し、蒼脩楳石、上下相映じ、自疑ふ此身も染して凍碧と成るかと、四顧皆翠璧環擁す、西崖叢木羽宿、水其の捧ふ所と爲り、衆脉匯さかと疑はる、下りて石に激して、而して始めて大に、奔湍怒濤、千百の雷霆を挾む、ヶ石水中に崛立し、崔嵬として屋梁の如し、八尾石と爲す、形欹側して、上平曠に、蜜に擲するを疇雨石と爲し、綢禎閃爍雕紋の如きを蛇鱗石と爲し、頭面自背、傳紆糺態の如きを、瓏石と曰ひ、身首研秀、人と嬌語せんと欲するを、兒石と曰ひ、欹斜傾動し、逐はれて而して疾走する者の如きを、驚石と爲す、頭を縮め口を張りて、絲を吐んと欲するを、蜘蛛石と爲し、高脊蜿蜒、而して蟠まる者を、龍石と爲す、其他鵝たり、鳥たり、舟船たり、鼓磬鐘物、動植器由たり、横見側出、夏雲の變幻して、定態無きが如き也、此間溪水奔壁して、疾舒一ならず、淪轉波回、意態流動、三馬石皆擁、暗互轡を并べて驟する如く、首を仰げ蹄を舉て鳴號せんと欲す、勢極めて眩、是れを一川の極處と爲す。

(三番川)

上野國志云、三波、又三巴、三番に作る、三波石は今里、萱蕪の水旁に在り、其名石昔は四十八ありしが、寬保壬戌の洪水に倒れてより、隱れ見えぬもあり、此に石中山不動院と云ふ眞言宗の小寺あり、名石を支配す、其石は皆青質白理にして、千狀萬態、各名つくる所あり。(後上野志云、三番とは一番、二番、三番の大石あるに因る)

名跡志云、三波川村金剛寺あり、晋永眞、文治三年四月義經在所新神、云々、若宮別當法眼、被蒙夢相日、於上野國金剛寺、可遂豫州」云々と、金剛寺と稱する者、雖水那松井田隣村堀にもあれど、いづれとも今定めかたし、一書精武蔵風土記云、三波石の出處は、神流川にて秩父郡矢納村と、上州讓原村におゝり十八町許の間、兩岸又は中流に、奇怪なる石多し、世に四十八石とて其名あるは、各巨石なり、小石といへとも、奇石なれば、猥に取ることを許さず、賞美して上州三波石といふ者是なり。

地學雜志云、本邦太古界は、大綜より論すれば、二部に大別するを得、則ち其下部は重に長石を含有するもい、即片麻岩より成り、上部は様々なれども、主に千枚片岩より成立す、前者を片麻岩系、後者を結晶片岩系と稱す、結晶片岩の下部或は其上部にして、不整合線を爲して、太古界の下に位し關東山脈の北縁に沿ひて露出し、一般に千枚片岩よりなるものを、稱して三波川層と唱ふ。

鬼石

今鬼石町、人口三千五百、淨法寺村をも合せたり、されど淨法寺と相距る一里餘、三波川村の東に接し、神名川に臨めり。南甘樂(山中谷)及び秩父への往來にあたり山驛とす、(藤岡の南三里)對岸は武州兒玉郡阿久原なり。

名跡志云、鬼石町福持寺の境內に、古碑二基あり、文永七年十一月十二日、文永八年六月十一日と刻す、同所東町裏、石五輪、貞治五年丙午七月十三日とあり、又小田原永祿分限帳、肯和又太郎知行の內、七十五貫文鬼石と載す、武田三代記に「永祿六年三月、武田信玄、上州出馬、國峰、安中、松枝、三ヶ城手に入へ、明日箕輪へ寄んと軍議有之所に、小幡三河守、同圖書介方より、鬼石の向迄、凡五十騎許、大床候の幹にて打出けり、壁花なる五騎、二三丁衆をはなれて、小幡川を打渡して乘來、伊奈四郎勝賴かけつけ、川中にて一騎馬より斬て落す」甲陽軍鑑に、勝賴の手柄を記したるには「武藏、上野の堺、鬼のつらと云所の川中にて」とあり。

淨法寺

今鬼石町の管內なれど、南に離れ、其村里をも淨法寺と名つく、即古の綠野寺なり。藤岡の南二里、神名川の左邊に在り、般若淨土院と稱す。

永祿小田原分限帳に、肯和太郎知行、百拾貫文、淨法寺本鄕とあるは此地なるが、當時已に寺領を沒倒して、武家領となれる也。太平記、武藏野合戰の條に、淨法寺右近太夫あり、相州文書、康應元年淨法寺九郎あり、蓋武藏の國なる丹黨岡保氏と一門にして、其氏神を丹生と云ふ、即本國神名帳、緑野郡從三位丹生明神とある者是なり。今寺邊に丹生社、及び長者屋敷など遺れり。戰國に及び、御嶽三山に上杉家の被官長井氏築壘

(綠野寺)

(浄土院)

す、浄法寺の邑里は其知行内たりしこと想ふべし。浄法寺及び村上の諸領、[illegible]寺は其付近城下の市町なりし由、ものに見えたり。永禄元年の分限帳に、此地已に替和某の知行なれば、長井氏は退轉したるなり。而も其後、又長井氏は甲州の力を假りて、故邑を復したる如し、武田信玄、及穴下なる三山、最戸を宛行すべしの信州佐田[illegible]云、依田常陸介は年十二三の比、高島の城へ證人に居申候、其後年月は覺不申候へ共、武藏の内、上野の堺、御嶽の城に居被申候、我等爲には祖父、下野守信守、[illegible]在城候時、常陸介も其地在城、父子一所に、二年許罷在候つるよし、家老の者、近年迄其物語仕候、上野の我等知行内、浄法寺と申所に罷在候、御嶽と浄法寺と同前にて御座候、城は御嶽、町は浄法寺にて候得共、城の根に川御座候間、城は武藏の内、町は上野の内、浄法寺にて御座候。

上野國志云、緑野寺は今臨幸山般若浄土院（ヤウド）と號す、聖武天皇の勅願にして、東州導師道忠の開基とぞ、其後最澄(傳教大師)再建す、大師手書の法華經[illegible]に、東上野國般若浄土院、信心弟子篤等、敬奉、及道忠、助寫一切經云々、境内に聖徳太子の御墓あり、五輪にして甚古し、昔者本堂(阿彌三尊、長一丈餘)、講堂(本尊、自叡山中堂[illegible])、[illegible]二天、千手院(本尊千手觀音、寺僧の傳手蹟、或は牛尾と云ふ、山の上より、飛來の像なり、秘して人拜見する事を得ず)その餘堂社何れも精麗を盡しけるが、信徒強大になり、弓箭を帶し、關東の公方管領取合の時は、公方方になりて、管領より攻められ、管領(上杉憲政)北條の戰には、上杉に與力して、天文二十一年二月十一日、高山氏に攻られて灰燼となり、殆ど遺なし、當時の什寶等[illegible]に、[illegible]を記し置り、今僅に存する所は本堂、開山堂、相輪堂、高一丈三四尺ばかり、是古昔のものにあらず、近世改め作りしものにして、近郷の村人の崇主、多く影付あり、又八功德池中に辨天社あり、辨天の像のみ天文の兵燹に免れたりと、辨宿の記に見えたり、寺田は[illegible]、當世に至りて、新に寺田を開きて、一方の敎行となる、俗に浄法寺と云ふ。○地理志料云、承和元年紀、勅上野等六國、寫一切經一部、其遺本在緑野郡緑野寺、元亨釋書、最澄傳、東州導師道忠、上野緑野寺、預會者九萬人、下野大慈寺五萬人、東國歸化[illegible]、名跡志曰、浄法寺村、因寺得名、傳廣智山般若浄土院、所謂緑野寺即是、聖武帝勅願道忠建之、後最澄中興、道忠傳、又見釋書。

八鹽（ヤシホ） 今浄法寺牛尾（ウシヲ）山の南十町許にあたり、鑛泉を以て著る、牛尾、八鹽の地名亦之に因る。蓋炭酸性に屬し、鹹味あるを以て、鹽湯と稱したるなり。八鹽の御倉御子神社は、古の緑野屯倉の墟かと、名跡志に云へり。八鹽の西なる八木澤と云ひ、高山（タカヤマ）村と嶺峰を以て相分つ。

三山（ミツヤマ） 今浄法寺の西北なる現古屋山即是なり、長井氏の舊壘とす、此山は浄法寺、及び神名川を隔てて、東南御嶽（ミタケ）(渡瀬（ワタセ）村に屬す、武州兒玉郡金鑽神社の峰なり)に對し、相距る凡半里。○上野國志云、三山は長井豐後守正實(駿河守忠實が子なり)が居城なり、長井は戰國の北上杉の家臣なりしが、永祿十二年、小幡三河と共に、武田に屬し、正實死後、其子右衛門尉信實、北條に敵し、上杉に歸して越後に走り、天正十八年、長井一旦復仕せしが、慶長中沒收せらる。「管窺武鑑云、長井右衛門大夫殿と申は、甲州家に於て上野先方と稱せられ、豐前守殿の舍弟也、豐前死後に、武田も滅亡し、上州へ北條家より手を掛候時、此長井[illegible]地を立て敵對し、押倒されて三ツ山を牢人なり、豐前は藤田能登守伯母婿にて候緣を以て、藤田を頼み越後へ寄食仕候は、天正十三年六月也、十八年小田原攻に付、藤田も發向、此度寺に本意の時節なれば、三ツ山の地下人共方へ計策を致さる、古主なれば悉く附從ふべき下なる城石、[illegible]すべしと)

廿八日注進状、[illegible]日到來、委披見、[illegible]、[illegible]、[illegible]へ[illegible]候由、[illegible]候、[illegible]に可有之旨、其[illegible]出來、又水[illegible]可[illegible]由、[illegible]に候、[illegible]請人衆之事、[illegible]可有之候間、[illegible]中合、[illegible]に可被置候、可[illegible]在其旨、[illegible]には人數[illegible]候共、一段氣遣候、[illegible]出[illegible]者、其[illegible]、[illegible]門作[illegible]、昌[illegible]落候、[illegible]、自此方不知樣、先何方成共、可[illegible]、隨て大[illegible]之[illegible]得候、[illegible]三山可申、恐々謹言 進[illegible]高[illegible]南走廻候樣、觀音候、進退不[illegible]候共、當[illegible]も可堪忍之由、可被申、一[illegible]可[illegible]之、四月二日、乙千代(花押)
用土新左衛門尉殿 (管窺武鑑[illegible])

永源寺（エイゲンジ） 浄法寺の西十町許に在り。上野國志云、永源寺は御嶽山と號し、自超和尚開山、初め武州金鑽の嶽に建つ、御嶽は當時の上州代官大石石見守憲重の居城なりき。○永源寺記云、長尾左衛門尉景仲、合嫡子景信、創建[illegible]利、令[illegible]一州内[illegible]居、[illegible]結寺、頭上養[illegible]、南[illegible]當寺、號[illegible]龍山、相傳、始在御嶽、(御嶽在武州金鑽、與浄法寺隔神流川)至九代住持見尊時、御嶽城主關保吉員、移寺[illegible]地、或謂文明十二年始建寺於[illegible]地」(後上野志)

(城戸)

保美郷（ホミ） 和名抄、緑野郡保美郷。○今保美浄法寺の邊なるべし、(保美は美九里村の大字と爲り、浄法寺は鬼石町の大字と爲る)又保美山と云ふ村落の、保美の西南三里にあるも、相因む所あるべし。

今諸[illegible]所の保美は、浄法寺の北十餘町にして、高山川此に來り神名川へ入る、城戸（キド）、堀込、中屋敷、上臺など稱ふる地ありて、三山の北東麓に居る、蓋三山城下の郭邑を設けられし處とす。管窺武鑑に、
天正十八年 三月廿六日、藤田能州は平（タヒラ）(多胡郡)を

蒔解し、三ツ山へ引取故、北條氏國より破却し給へる城地に、飛脚を以て城普請始る、[illegible]有門[illegible]も、地下の侍共打寄、百姓の侍大将になりたる事、藤田の影を以て[illegible]此、北條家滅亡の後、藤田、首打より櫛原式部太輔殿へ申達に附、[illegible]井も柳現[illegible](徳川家)へ召出され、其[illegible]山田違なく在城也、と述べしは、此保美の豊郭ならん。名跡志に「保美村天陽寺に位牌あり、上州三山城主、前豊州太守、政賀院殿天陽光春、天正十八年云々」とあり、長井氏は天正十八年に、藤岡より復住して卒せし歟と曰へるも、疑ふべし。其復住したるは右衛門尉信實なり、而も此信實も久しからずして散滅、其跡詳ならず。

三本木（サンボンギ）　今美九里村の大字にて、保美と相隣れり。名跡志云、三本木村にて、田より堀出しつゝ小湯口、いと古く見ゆれど、年號の文字きたなに讀めず「興宮湯口、元年十月一日、大檀那平田三郎」とあり、又保美村の碑、永徳三年とあり。

神田（ジンダ）　又甚田に作る、保美の北半里、藤岡町の南一里許、古文書に淨法寺郷内と云へり、又高山御厨の中に屬せしこともありしにや、今美九里村と改む。○名跡志云、御厨は神鳳抄に「上野國、二宮、高山御厨、各四丈布十段、二百八十一丁」と見ゆ、今神田村なり、其跡なく、栗須村も厨巣なりとぞ、[illegible]野郷等、當時も當國に御厨と申地數多在候、是は神戸など申せしものゝ如く、神領たりしやうに、昔に申ならはし候、いかゝ、答、古時の意にて、御[illegible]を作る所にて候、伊勢太神宮は我朝の宗廟、各別の事に候故、昔は六十餘州に一所宛有之、御厨と神領に宛て候、神戸と申す時は租税の方に候、御厨は供御の方に候云々、按するに一國に一所つゝと云へど、神鳳抄には御厨の擧てなき國も見え、又此上野國には十所見ゆ。○今按、神田は此にジンダと訓む、神封神邑の義なりとは信け難し、又[illegible]に援引するも、其例をな見ず、地理志料には「神田、一作甚田、是士師神邑也」と曰はれしも、臆斷に過ぎざるべし、猶考ふべし

（美九里）

（文和二年足利尊氏當知行狀、新田岩松[illegible]光家
高山庄南神田、非下大嶋、田中町、田[illegible]町、在家五宇、
是嚴心知行分、〔後略引古證文〕）

武州高山知行之内、神田、川[illegible]の郷、進之候、恐々
謹言

天文十九年三月十九日　　氏　康（判）

用土新左衛門尉殿　〔管窺武鑑〕

今美九里村の大字に川井（カハヰ）あり、然るに、是を昔の中郷にて、古は神名川に[illegible]り、神田の東にて、江戸[illegible]者、及び江戸寄内備考に、江戸神田の稱なりとて引用したるは、武州高山知行と云へるに由られしに由るのみ、

（川井）

牛田（ウシダ）　川井と相接して、神名川に濱み、今美九里村の大字とす。貞和[illegible]寺院文書、寛應元年のものに、上野國淨法寺九郷入道跡、平塚、牛田、岩井三所寺領云々。

士師郷（ハニシ）　和名抄、緑野郡土師郷、訓波爾之。○今美九里村にあたり、土師、神田、牛田、矢場等を含せるならん、當國神名帳、緑野郡正五位上士師明神は、今大字に存す、土師明神と稱へらる、蓋土師氏の舊跡也〔名跡志、地理志料〕保美郷の北とす。

名跡志云、本江村の小地名道中子（ミチユウジ）といふに古碑あり、古色の語甚に、梵字を書、下に貞長元年六月とあり、土人之を木の[illegible]室の跡と[illegible]に、昔在の碑といへるな不可[illegible]、[illegible]と云ひ傳へたるも未だ知らずや。

（本江）

林原郷（ハヤシハラ）　和名抄、緑野郡林原郷、訓八也之波良。○今藤岡町の邊なり、大字小林（コバヤシ）あり、即土師郷の北なり。

小林は神名川の岸にあり、古[illegible]昆主、本庄の南隣より來る者、小林に會ひ、藤岡へ入る。○名跡志云、東鑑に小林次郎重弘、同三郎、同小次郎時景、源平盛衰記に、惡七兵衛景清と鑓を引合し小林神五宗治も、爰邑人か、太平記に小林右馬之介、同次郎、同掃部助、山名が執事小林右京亮、續太平記山名の手に、小林修理助、鎌倉大双紙上野一揆に、小林山城守などあり、上野名跡考に、小林は高山同流の平氏にやと云ふ、城跡とつたふる地あり。○小林五郎次郎入道々義と云ふ名、徳治三年の文書に見ゆ、大塚を參考すべし。又此邊に白鹽（シラシホ）てふ舊村名あり、太平記なる白鹽下總守、同入道の舊邑とぞ。

（小林）

（白鹽）

藤岡（フヂヲカ）　今藤岡町と云ひ、人口七千五百、多野郡治在り、新町驛の南一里半、高崎市へ三里、一方の名邑なり。

藤岡は西蓮寺、天龍寺等あり、又増信寺境内の六地藏石塔は、三面に地藏二體つつ、正面に不動尊一體、其側に藤岡彌陀佛、寛永十一年甲申八月と刻めり。〔名跡志〕

藤岡城址（フヂヲカ）　市街の南なる野中に在りて、今蘆田（アシダ）郭とも稱ふ、平城にして、方二町餘の封疆を遺すのみ。天正十八年、徳川氏信州先方蘆田家の將卒を此地に封し、其子依田康國に松平の徽號を與へ、修理大夫に補任し、五萬石、寛永二年に至り、修理大夫康貞卒して子なく、家絶え、藤岡城廢す。

管窺武鑑云、播州赤松入道圓心の二男、有田肥前守朝則於二男、越前大目定朝は、鎌倉公方へ出仕し、武上兩州の内にて、二郡の司となり、藤岡といふ所に、戸根川を片取り、其郭を構ひ住す、其五代の後胤、有田大舍人少輔定景は（足日掌人定吉の五代の先祖也）結城氏朝に心を通して公方持氏公の四男、永壽王殿を盗取り、信濃國邊土の民間に深く隱して、其時の至るを待ち、云々、定景の子定基の代に、上杉殿の命によりて、藤岡の城を武州八幡山に引移、云々。○按、諸國廢城考に「藤岡城は上杉

（蘆田）

定正の臣、蘆田新六幸貫之に居る、初め信濃國よりこゝに徙り住す、幸貫が子下總守幸成、(永祿三年より)武田信玄に從ひ、遠州二俣に移住し、後に名倉の城に住たり、其後蘆田は北條氏の有となる、天正十八年、蘆田幸成が子右衛門尉幸正、松平氏に從ひ、信州小諸より移り三萬石にて、當國藤岡を安堵す、と見えたり。新六とは宗長永正六年紀行に、依田中務少輔光幸と云ふ人に同じかるべし、

九月廿五日、可諄(上杉山内管領顯定)太守、在陣の法樂連歌、依田中務少輔光幸の宿にして、

菊咲きてあらそふ秋の花もなし

則懐紙を越後の陣へとなん、

されば山内殿の被官にて、信州蘆田をも知行せる也、其家の事は信濃蘆田の條を考すべし。幸正とは信蕃にて、幸成は信守なり、信守が淨法寺に居りしこと、蘆田記に見え、甲陽軍鑑に、西上野衆依田八十騎と云ふも蘆田氏也。又千曲眞砂に、上州豐岡とあるも、藤岡の誤のみ。

除封錄に「慶長十五年、依田右衛門大夫康眞、同僚と闘碁し、相爭闘し、遂に之を殺して出奔せるを以て、多古郡藤岡三萬石を除せらる」と云へるは疑ふべし、

宮崎山(ミヤザキ)　藤岡城址の西南なる岡巒にして、平野に隆起し、土師、本郷の西、平井、鮎川の東にあたる、山下に光德寺あり。

戸塚(トツカ)（水沼）　今岡之郷と相合せ、神流村と云ふ、小林の北にして、藤岡町の郊外に屬し、神流川に臨めり、戸塚に水の宮あり、當國神名帳、綠野郡從四位下水沼(ミヅヌマ)明神と載するもの是なり。

栗須(クルス)　今下栗須は戸塚、岡之郷と相合せ神流村と云ひ、上栗須、中栗須は小野村へ入る、藤岡の北郊なるが、山城國、大和國などに栗栖と云ふと同語なるべし。

（郡須）名跡志云、小田原分限帳(永祿二年)に「金山關書助九拾貫文、上州下栗須、小林土佐分」と載するは此地なり、又古碑存す、文和四年未十一月、明應二年十月など刻せり。○地理志料云、鎌倉大草子、上杉顯定陣、武州五十子、爲長尾景春所襲、退保上州郡須(クルス)莊、郡須即栗須也、關東古戰錄、武田勝賴與北條氏直、大戰于岡郷、古塚相望、當時激戰之狀可想」按、下栗須と戸塚の間に、林叢中古墳多し、土俗頭墓々相望む、されど永祿天正の埋戰士地にはあらず、尙上古の遺墓のみ、俗に古塚(コヅカ)原といへり。

（古塚原）

閒郷(ナカノゴウ)　今神流村の大字なれど、下栗須の北にて、新町驛に近接す、名跡志に升茂郷を以て此地に擬せり。

笛木(フエキ)（新町）　今新町(シンマチ)と云ひ、中山道の一驛とす、人口三千、鐵道高崎へ六哩半、武州本庄へ五哩。烏川と神名川は、驛の東北に於て相會し猶東下、一里にして利根川へ入る。されば昔時此地は落合とも云ひしが、江戸幕府の初めに、新驛を建て、笛木落合の二村民を安集せられ、やがて新町の俗稱起り、後之に仍れり。

正保國圖には笛木新町と云ひ、中山道の驛次とす、元祿圖に至り、倉金宿と云ふは疑ふべし、倉賀野に混同したる歟。笛木落合の二村を合せて、今の新町宿を建てし由は、上野國志にも見えたり。安永天明の頃にあたり、驛長(年寄)高橋重太夫、家財を發し、墾田を拓てて、驛傳の便宜を施設したり、又北岸角淵村に往來する渡頭に、利根川上下の船津を置き、今に新町河岸と云ふ。○新町河岸に接し毘沙吐(ビシャト)と稱する部落あり、毘沙吐はもと武州賀美郡金久保に連接せる一村なりしが、寛政三年の洪水、其地神名川及び烏川の侵る所と爲り、爾後神名川は猶東移し、毘沙吐の民の、西岸に轉して新町河岸に據る者、即ち今の部落是也。○驛西なる紡絲場は、明治七年の官營に成り、機器の利用、當時の摸範とする所たり、後民業に歸せられ、今に新町製絲所と稱す。

藤木(フヂキ)　新町河岸の渡津を、一に藤木の渡といふ、笛木、藤木相近き音なれば、或は一語の相轉にや。後閑に引ける文和二年高田郡長樂寺普光庵寄附状に「小野郷内藤木村、田壹町在家二宇、尼了願知行分」とあるは此歟、然らば古村名なり。

高足郷(タカシ)（立石）　和名抄、綠野郡高石郷。○今詳ならず、タカシと訓むならん、參河の高蘆郷、周防の高足郷に倒すべし。又和泉國に高石濱あり、名義は高渦に出てて、スをシに轉ぜる者歟、此郡内にて、地形に就き、之を求むるに、笛木及び岡郷、立石(タツイシ)等にあたり、烏川の邊を指せるに似たり。名跡志には、立石を以つて高足の遺名と爲せど、タカシタツイシ相通せず。(立石は今小野村の大字とす)

小野郷(サノ)　和名抄、綠野郡小野郷、高山寺本乃に作る○今小野村を復したり、即新町驛の西南にて、立石、森、中村、栗須等を籠めたり。されど古の小野郷は、森、中村、栗須の邊に限り、鮎川、鏑川と烏川の交會の地なれば、水庭野とも云ひ、郡名綠野も之に起る如し。

永祿小田原分限帳に、五拾貫文、森之内、中村郷、拼和又太郎と。

（森）萬葉集略解云、上野國歌「可美都氣努の乎度の多杼里が、かはぢにもこらはあはなもひとりのみして」原注、或本歌、第二句、作乎野乃多杼里(タドリ)とあり、小野の田野寄の川道の意にて、和名抄、甘樂、綠野、群馬三郡に、各小野郷あり。○名跡考云、綠野郷小野郷は、烏川、鮎川の間にて、古の田島川道、蓋此地なり。

中島(ナカシマ)　今小野村の大字なれど、森の北に古川跡を隔て、全く烏川の一洲なり。近世の中山道驛路は、新町より此を經、烏川を渡り、岩鼻驛に至る一里。又古川跡は鏑川、鮎川の相合して流れし者なるが、近世森村より直に北に

走り、中島と阿久津の間にて、烏川に入るを以て、森より立石に至る間の古川は、殆涸絶したり、凡三十町。○名跡志云、義經記、伊勢三郎義盛の申詞に「吾親にて候ひしものは、伊勢國二見の者にて、伊勢のカンラヒヨシツラと申す、太神宮の神主にて候けるが、云々、罪科によりて、上野國中島と申す所に流されまゐらせ、年月を送る」云々、上野國村附帳によるに、中島は緑野郡、多胡郡、佐位郡、勢多郡、群馬郡等にありて、いづれとも定めがたけれど、先緑野郡に之を擧ぐ。

山字（ヤマナ）郷

和名抄（多胡郡山宗郷、訓也末奈。）今八幡村大字山名存す、山宗は山字にて、名字同訓なり。即阿久津、木部、及び岩井、小暮、馬庭等にわたる。初め片岡郡の屬郷なりしが、和銅六年、割きて多胡郡へ入り、其後何の比よりか、再轉して緑野郡の所管と爲れり、緑野郡小野郷の西に、蕪川を隔てたり。

地理志料云、按諸本、宇作宗、今從高山寺本訂、古謂字爲名、周禮春官、内史掌書、名於四方、注古曰名、今曰字、儀禮、聘禮不及百、名書于方、注名書文也、今謂之字、皇朝眞字訓爲奈、假字訓加奈、延喜式、凡國郡里名、並用二字、必取嘉名、續日本紀、嘉名作好字、是也、或謂山宗蓋山奈之譌、然地名不音訓雜用者、例也、故不取、和銅四年紀、割片岡郡山等六郷、置多胡郡、是山下脱字字也。

阿久津（アクツ）

今木部、根小屋と共に、山名に合せ、八幡村と云ふ、山名八幡宮に取りたる也、阿久津は山名の北半里、烏川の岸に居り、倉賀野町（群馬郡）と相對す、烏川は阿久津の東にて蕪川と相會ひ、以下舟楫の利あり。（阿久津の西なる根小屋（ネコヤ）は、境域全く片岡郡（今群馬郡へ兼併せらる）佐沼（サマ）郷に入るを以て、此より除きて、彼郡の下に係けたり。

阿久津は名義を知らず、群馬郡、利根吾妻の二水の會する所にも、阿久津の名あり、又下野國鬼怒川の渡にも阿久津あり、いづれにしても水澤に因みて出でし名なるべし、常陸國には圷を阿久津とよみ、汙邪の地に名づくるが如し。

木部（キベ）

今八幡村の大字にして、山名の東に接し、蕪川の岸に在り。其岸磧は謂ゆる木部河原にして、小野郷森村、中村に對す。甲陽軍鑑に「西上野衆、きべ五十騎」とあれば、戰國の際には、土豪の在邑せしを知る。

管窺武鑑云、天正十八年、小田原陣の時、景勝公は松枝を降參させ、鉢形へ取寄せらる、藤田能州は三山（ミツヤマ）城普請成就して、永井右衛門太夫同道、キベ河原へ押出し、景勝公御備を待受けらる。（鎌倉大草紙、上杉憲基に屬せる交名中に、早く木部氏あり）

山名（ヤマナ）

今八幡村と改む、藤岡の西北一里半、高崎の東南一里半、蕪川を帶び、其西方の丘に八幡宮あり。此丘は妙義山より東方に走れる横野（ヨコノ）山の極端にして、一形勝を占む。南北爭亂の際に、邑人山名時氏、足利の軍を助けて功あり、細川と相并びて室町府の宿將たり。其子清氏、明德中京師内野に敗死したれど、族裔猶山陰道の諸侯たり、應仁の持豐入道宗全に至り最盛强なり、事史志に具見す。

難太平記云、昔山名修理大夫時氏といひしは、去ぬる明德に内野のいくさに討れし、陸奥守（清氏）が父なり、それが常に申しは、我子孫は疑ひなく朝敵に成ぬべし、其謂れ、我建武以來は、當御代の御かげにて、人となりぬれど、元弘以往はたゞ民百姓のごとくにて、上野の山名といふ所より出侍しかば、渡世のかなしさも、身の程も知にき、又は軍の難儀をも思ひ知りにき、されば此御代の御影の忝き事をも知り、世のたゞずまひも、且は辨たるだに、今はやゝもすれば、上をも疎に思ひたり、人をも賤しく思ふにて、後の子どもが世と成ては、君の御恩をも、親の恩をもしらず、をのれをのみかゞやかして、過分にのみ成行べき程に、雅意にまかせたる故に、御不審かふむるべきなりと、子息どもの聞處にて、申されき。

（山名八幡宮）

名跡志云、山名村は續紀に山等、和名抄山宗とあるも同しかるべし、三碑考に、山名を土俗ヤマラとやうに唱ふれば、山等（ヤマラ）とも云へるならん、山宗は山奈の書損なり、山名氏の事は、吾妻鏡に山名冠者三郎義範、同小太郎重國、同進太郎行忠、平家物語に山名次郎範義、同三郎義行などあり、大日本史曰、義範、稱山名三郎、從義經、擊平氏于一谷、以功任伊豆守云々、太平記に、新田方に山名次郎、足利方に山名伊豆守時氏と見ゆ、時氏の詞に「義家六代、山名重村の男、伊豆守時氏」と云へり、武家系圖、後上野志等に、新田大炊助義重二男、山名冠者義範、其子小太郎重國、其子二郎重村、其子孫次郎義長、其子彥次郎義俊、其子小二郎入道政氏、其子伊豆守時氏の代に、尊氏將軍に從ひ、大名となり、山名一類にて十一ケ國守護し、日本六分の一を持てりとて、世に六分一殿と云へり、八幡宮あり山名氏勸請と云ふ、上信日記に「山名八幡に詣づ、二天門あり、石坂の上に本宮あり、鐘あり、本社の後にあやしの堂あり、内に石佛二體をおけりいと古しとも古し、六七百年以前のものと疑なく見ゆ」云々、今阿彌陀堂の内に安置せらる。

山上（ヤマノカミ）

山名八幡宮の西なる隘谷の名にして、根小屋山の南を云ふ。山名上（ヤマナカミ）とも云へば、本來山名も、山野の義にして、其上方を「山野上」即「山名上村」と呼べるなり。世に著るゝ上野三碑の一なる、山名辛巳碑、ここに在り、集古十種に、山名村觀音堂碑とあるに同じ。

名跡志云、山名村の小地名、山名上の山の上に古碑あり、上信日記に曰く「山名村の山名上と云ふいさゝかの枝村に至り、山の上へ石坂百三十六級を上りて堂あり、堂の

曳に石室あり、背をこゞめて入る事五六間にして、廣さ三間四方もあるべし、いと古びたる石室なり、是古へのみてぐらなどをさめしなりけん、後人こゝに佛像をかまへ置しなるべし、今見るに觀音はおはさず、三面六臂の〓〓〓の像あり、これも二三百年のものとは見えたり、堂のかたへの〓のもとに古碑あり、云々、石坂の下に〓堂あり、本尊のかたへに下なる岩石壁に、表廻の〓〓の像を刻みて、其下に建治四年戊刁正月日とあり、後上野志にも見ゆ。〇陸路の記云、山名八幡宮を經て、山のうへといふ所にいたれば、ふる寺あり、軒破れ瓦碎て、住る僧もみえず、庭に佛の像ある古き碑あり、これも苔生して何とも辨へられねど、いと古く見ゆ、其傍より石階をよづること十間ばかりにて、又古墳あり、四方に石垣を疊み廻らしたり、白鳳十年の碑もあり、これを山上碑といふ、こゝより又五町ばかりたり、山の峰を行くこと十町ばかりにして、金井澤神龜三年の碑あり。

（山名村辛巳碑）

辛巳歳、集月三日記、

佐野三家定賜、建安命孫、黑賣刀自、此新川臣兒、斯多々彌足尼孫、大兒臣娶、生兒、長利僧、母爲記定文也、　放光寺僧、（以上山名村辛巳碑、五十三字）

上野三碑考、（伴信友）云、山名村碑の辛巳は、金井澤碑の神龜三年より後なる、天平十三年の辛巳なるべし、其詳は、此碑文と、神龜の碑文と相對徴すべき事のあれはなり、特に此碑に記せる放光寺は、今群馬郡下佐野の大平山放光院なるべく、山號を天平と云へるも亦其證なり、「集月三日記」集月は或は月の異名か、未だ考へず、十集ともに入聲緝韻の字なれば、十に通はし用たるか、（佐〔好古小錄、佐野代〕野三家定賜、建安命孫、黑賣刀自」安字山冠の下滅せる〓字と讀ものあれど、一の搨本分明に安字と見ゆ、孫は子孫の義なり、此文意は、佐野三家と云ふは、建安命の子孫にて、黑賣刀自に定め賜はりし家格なりと云ふ義なり、黑賣刀自の名クルメとよむべし、群馬の里、和名抄に久留末とあれば、其地に因れる名なるべし、「此〓新川臣兒、斯多々彌足尼孫、大兒臣娶三兒」此字の下ばかり剝滅て見えず、黑賣刀自とありて黑賣刀自の事成べし、新川臣未だ考へず、斯字の下も剝滅したれど、數本を校合すれば、多々彌足尼と見ゆ、孫の下にシテと云ふ辭、又三兒の下にアリと云ふ辭を添てよむべし、大兒君は神龜碑なる大兒君那刀自と同姓なるべし、以上文意は、此黑賣刀自は新川臣の子、斯多々彌足尼の孫にて、大兒君に嫁して、子三人を生み、其三人の子三家あるを、佐野三家と云ひ、神龜碑に、佐野三家子等といへるなり、しかれば、佐野三家子等の父は大兒君、其母は黑賣刀自なり、「長利僧、母爲記定也、放光寺僧」此文意は、件の三兒の中僧長利が、母黑賣刀自に佐野三家の家格を定賜へる事と、其憚また其子の家分けせし事を、母の爲に顯はさむとして、此の石文に定記せる由なり。〇按、新川臣は物部氏の一族に其名あり、神龜三年碑にも、物部の姓氏を載せたり、但し新川を本國神名帳群馬郡新〓明神に牽合せんとするは誤れり。又古京遺文に、

山名村碑、其文似高田里（金井澤）碑、其所在亦相近云、或出一手、定以辛巳爲天平十三年、余則謂、高田里碑、以神龜紀年、此時不可舍天平之號、以干支紀、斯辛巳尙在天武天皇之十年也、集月又見古銅碑銘文、蓋是當時語、其古銅碑銘、在好古日錄。

近時〓田氏の所見には、娶字の下、三兒に非ず、生兒なりと斷られたり、碑石高二尺、濶一尺一寸許。又文中の大兒君はオホゴにや又タゴにや、いづれも遠からぬ地に其名存ず、神龜三年碑の大兒君は明確に認知し難し。

馬庭（マニハ）

山名の西南一里許にして、近世は多胡郡の管内なりければ、今は入野村の大字とすれど、地勢を以て之を推せば、山字郡の所屬なりけん。馬庭と山名の間に、岩井、小暮（コグレ）あり、今皆入野村へ合せらる、岩井（イハヰ）は〓〓明王院五大堂文書に、應永元年淨法寺九郎入道跡、平塚、牛田、岩井三所とあり。

（岩井）（小暮）

〓〓院雜掌申、上野國淨法寺內、平塚、牛田、岩井三所事、數通〓〓明白之上、當知行無相違之處、長谷河山城守押妨、云々、太不可然、所詮不日退彼違亂、可被沙汰付下地於雜掌之旨也、仍執達如件、應永廿五年三月卅日、兵衛尉（華押）治部丞（華押）〔相州文書〕

陸路記云、池村より鏑川といふを渡りて、馬庭村に到れるに、飯玉社といふがあり、其後にいと大きなる槻の木ありしが、春の頃つむじ風に吹き倒されて、根の〓かまれる下より、古鏡顯はれたり、其中に石槨、雷斧の類の、長さ一寸にも餘り、圍の二尺三尺もあるべくみゆるがありしと。

大前（オホサキ）郷

和名抄、綠野郡大前郷。〇今詳ならず、オホサキと訓むべし。名義を推して、其地を求むるに、落合村は鏑川と鮎川の交會にして、河流を左右に帶び、岬埼の狀あり。落合は今大塚、〓〓などと合せ、美土里村と云ふも、形勢を以て論ずれば、三木（ミツキ）、白石、落合は一區を成し、西は多胡郡武美郷に接し、山字郷と鏑川を隔てたり。

地理志料云、天平神護元年、甘樂郡人、中衞物部蜷淵、賜姓物部公、二年紀、甘樂郡人、礒部牛麻呂、賜姓物部公、栗田氏曰、物部氏有諸流、其賜公姓者、蓋系自彥姥津命三世孫健安命、何以言之、山名村白鳳九年碑、健安命裔黑賣刀自、實佐野三家、又金井澤村神龜三年碑、多成物部首、便作祀、物部大前宿禰、由此可知矣、上野名蹟考、大前方舊、今大塚村或是邪、

落合（オチアヒ）

或は上落合と云ふ、鮎川、鏑川の落合ふ地にして、他の神名川烏川の落合（笛木新町）に對し、上下を

(宗永寺)

以て分つ。山名村の南に一水を隔て、藤岡の西北一里、路傍に双子山(フタゴヤマ)あり、前方後圓の丘山にして西向し、長徑百間餘、巍然たる大陵也。陵後の宗永寺(ソウエイ)の邊にも土饅頭あり、亦古墳なるべし。(上落合、今美土里村と改む)其地を字して七輿(ナナコシ)ともいふ。

(七輿)

名跡志云、宗永寺の池に、わざと築あげしとおぼしき、一丁ばかりの高き岡あり、左右は古池なり、池のかたへに、一株にて七条に分れたる古松あり、岡の上にも同じ若松ありて、眺望よき所なり、五六十年前、石棺を掘出し、中より古き大刀、鏡、曲玉など出て、寺に藏せり、何れ貴人を葬りし跡とは見ゆるなり、後上野志に、落合村七輿山宗永寺は、開基中尾源太夫宗永、新地の郷士かと云ふ、石碑に天正五年丁丑八月五日と見ゆ。○陸路の記云、鮎川を渡り、落合猿田の寺に立よりて、古き物ともの有りやなしやと尋ねけるに、古瓮、古鏡、兩刃(モロハ)の劍(タチ)、柄頭(ツカ)なぞ、皆さび損なはれたり、其中に銅鐸あり、こは形いと珍し、皆近頃寺の傍近より掘いでし、石棺の中にありしといへり、さて寺を出て其石棺を見るに、長八尺、幅四尺、高三尺ばかりにて、蓋の四隅に乳を付たるは、繩をかくる料ならむか、決く貴人の墓とおもはる、又其石棺のある岡に續きて西の方に、里人の見出といふ窟あり、瓢なたなしたるさまなり、池を廻らしたるは、陵墓の式にかなへり、こは誰を葬りし人の墓なるべし、思ふに崇神天皇の御代に、豐城入彥命をもて、東の國を治めしめたまひてより、皇子の御裔に、上毛野君の姓をたまはりて、此國を掌らしめ賜へり、其十代上毛野坂本朝臣を佐太公(サダノキミ)といへるよし、姓氏錄に見えたり、今も近きわたりに、猿田(サルタ)といふ地の字殘れり、昔くは佐田村とて、賑はへる所なりしよし、里人のいへるによれば、若くは佐太の君の墓にはあらぬにや。

(猿田)

浪合記、信濃宮傳など云へる、近時の僞書に、尹良親王の子、良王君は、應永二十二年、上野國寺尾にて誕生、正長元年、桃井伊豆守貝綱が落合城へ移りたまふなどいへり、落合とは此地に托したる言なるべし。又宗永寺記とて、近年の一書あり、羊大夫の附托を爲せど、皆信け難し。

白石(シロイシ) 落合の南なる曠野を占む、文明十八年、回國雜記に「白石、いたくら野、あい川など行過て」と云へるは是也。

大塚(オホツカ) 今落合、篠塚、動堂と相合せ、美土里村と云ふ、藤岡、栗須の西にして、鮎川の東邊なり。

上野國高山御厨、北方內、大塚□、西鄉、預所、前隼人正光資、代道然、與小林五郎次郎入道々義跡、「得一分地頭、並六兵衛尉朝清、妻女丹江氏、相論□任檢注、當年貢以下事、(中略)德治三年二月日、(執權連署)「古簡雜纂」

篠塚(シノツカ) 大塚の北にして、中村、栗須へ連接す、伊賀明神社あり。土人相傳へて、太平記に見ゆる篠塚伊賀守の靈を祭ると云ふは如何。

動堂(ユルギダウ) 篠塚、大塚より落合に至る路邊、鮎川の岸の小村名とす。藥師一行寺の傍に、仁治年中、武藏人清戸爲守、此に一堂を造營し、動堂一行寺といふ、藤岡城主芦田氏の時、之を城下へ移され、其地を本動堂と呼ぶと。

鮎川(アユカハ) 日野村の奥、御荷鉾(ミカホ)山に發し東流、金井に至り山を離れ、以下東北に流れ、七里にして烏川へ入る山中より測らば六七里に及ぶべし。

鮎川は年魚の登りする道にや、今は其事なきかず、一書に道興准后の回國紀行を引き「白石、いたくら野、あい川」と載せられたれど、名義は閑川にて、綠野多胡の郡界かとおもへど、道理に合はず、名跡志云、鮎川村に梵字碑あり、寛元三年と刻せり、又板倉(イタクラ)の小地名あり、板倉郷圓光寺といふ名、武州大河原の古鐘に見ゆれど、今其寺なし。

(板倉)

上州綠野郡、板倉郷、圓光寺鐘、正慶二年酉三月廿二日、願主尼蓮阿、大工沙彌左近、文明十三年辛丑四月日、大河原御堂、妙榮山淨蓮寺。

鮎川村は大塚の南にて、今平井村へ合併せらる。

綠野(ミドノ) 白石の南、鮎川の西岸に緣り、西平井(ニシヒラヰ)に接す、郡號の起因せる舊邑とも思はれず、今平井村の管內とす。

地理志料云、弘仁四年紀、出羽國田夷、置井出公咎麻呂等十五人、賜姓上毛野綠野直、同書、出羽飽海郡有井手郷、是其本土、後爲俘囚、配于本郡、蓋是賜今姓也、上野志、俘囚郷未詳、今之何地、按□、郡西有綠野村、是綠野直所居。

佐味郷(サミ) 和名抄、綠野郡佐味郷。○今詳ならず、佐味は古姓にて、姓氏錄佐美朝臣、上毛野臣同祖、豐城入彥命之後也とあれば、此地を舊貫として、佐美朝臣は起れるなり。されど本州には綠野、那波二郡に佐味郷あり、兩地共に役家の發跡せる所とす。地形を以て之を推すに、平井の邊を佐味郷と擬定すべし。

平井(ヒラヰ) 今平井村と云ふ、藤岡の西南一里半、鮎川の西岸にして、日野(ヒノ)山の山口にあたり、多比良、高山、神田、淨法寺の諸邑之を繞る。文明中、山內管領(上杉氏)此に築壘したるより、戰國時代に東國の名城たり、將士仰ぎて管領府と稱す。天文二十年、北條氏康の取る所と爲り、管領府空し。已にして越後の長尾景虎、(謙信)山內管領の跡を嗣ぎ、東國經營の雄志を發し、永祿三年、大擧上州に入り、北條氏を破り、平井を復し、鎌倉に至り軍を返す。而も平井は攻戰の地に非ずと爲し、更に廐橋に築きて鎭守せしめ、平井城是より永く廢す。西平井文殊院の境地は、故城の牙營なるが、方百間許、鮎川の崖岸の上に在り。

上野國志云、平井城は今の西平井村、渾て遺墟にし

〻、陸乾猶殘れり、本丸は文殊院其跡なり、東南に年魚川ありて、懸崖壁立、河水を堰留し跡三ヶ所あり、別に平井の西南に金山と云ふ大居あり、此は要害の構なり、本丸、二三丸、殿跡あり、本城の續にて徙曲輪と云ふ所より登る、金山の東は下日野金井村なり、金山は金井に屬す、永祿三年十月、上杉謙信、近衛殿下を奉して關東征伐の時に、平井地宜からざるを以て、廐橋を攻取り、平井を廢して、廐橋に居て指揮す、金井の金山の東南にも、高山氏の要害山あり。

平井（ヒラヰ）城址

名跡志云、甲陽軍鑑に「山内上杉は上州平井に居城し、相模、武藏、下總、安房、常陸、出羽、陸奥下野、越後、佐渡、信濃、飛驒、上野、十二ヶ國の諸侍、平井へ出仕す」云々、傳說雜記には、十五國と云ふ、鎌倉九代記に「房顯の嫡子を越後より招て、上杉氏部大輔顯定と號し、上州平井城を築て、公方成氏と戰ふ、顯定既に鎌倉に入て、山内に居住す」云々、已代一覽に、文明八年、山内上杉顯定は、上州平井に城を構へて、八ヶ國を下知す」和田記にも、文明十年、平井に城を築く云々、二宮系圖に「應仁に至り、長尾賢昌、關東に管領なくては不叶と、越後より上杉民部大輔顯定を守來て、上野平井に城を築て居城とす」云々、新編鎌倉志、管領屋敷の條にも、後に上杉顯定は上州平井城に居すと云ふ、平井に城を築し年暦さだかならねど、應仁元年より文明十年までの間なるべし、然る時は永享十年の平井攻は覺束なし、廢城考にも、應仁元年、顯定平井城を築くと云ふ。

續太平記云、永享十年、上杉憲實は上州平井に楯籠りけるを、鎌倉勢押寄て、宿々に合戰、鎌倉勢敗れて武州へ引退く、公方持氏猶自身に押寄られしに、上杉方藤岡郷にわざと打負、平井の方へ敵を思ふやうに引寄、一手は小幡、白倉、大石、藤田二千餘騎、平井の宿の北大門より敵を弓手に受てかけ合す、一手は太田、長野遠兵を勝て、山名の郷の西の外れより、敵を半やり過して、追さまにかけ出たり、一手は城中より打出、三方より取圍攻戰、されど大軍なれば事ともせざりし所に、上杉三郎重方、究竟の兵一千餘騎を率て、思もよらず城の南の林陰、金井の東より閑々と打出たるに、三萬餘騎崩れ立ち、元の道へと分倍（ブバイ）差て引去行、上杉は主人の事なれば長追せず、平井城に打入ける、云々

○名跡志云、此事は他書には見えず、後太平記其外の書には、白井へ寄ると云、平井は誤なるべし、傳說雜記にも白井とあり。

地誌提要云、足利尊氏の興るや、其將上杉憲房をして、上野守護と稱せしめ、新田氏を撃ち、遂に其地を掠奪す、憲房四子憲顯に傳ふ、憲顯、鎌倉管領足利基氏の執事職となり、白井城に鎭し、子孫職を襲て、鎌倉山内に居り、家隷長尾氏を守護代とす、五世憲實に至り、管領持氏と隙あり、將軍義教、憲實を助け、持氏を滅し、憲實の弟清方を管領とす、持氏の子成氏、再び管領たるに及んで、憲實の子憲忠を殺す、憲忠の弟房顯、本州を以て之に畔き、將軍義政に請て、關東管領と稱し、子顯定に至て、平井城に移る、孫憲政に至り、兵威日々衰ふ、天文二十年、北條氏康大擧して平井を圍む、憲政越後に奔り、東境將士、地を以て悉く氏康に歸す、獨り箕輪城主長野業正、西境を守て相抗す、明年、上杉輝虎、平井城を拔き、上杉の故臣を招撫し、永祿三年、廐橋沼田諸城を拔き、大半東境の地を取る、六年、武田晴信、長野業盛を滅し、（業盛は業政の子）箕輪、安中諸壘を陷し、其地を略す、天正六年、輝虎卒す。

顯定、永正七年越後に戰死し、一族白井の憲房、推されて管領と爲る、其子憲政、平井落城の次第は、北條五代記に「天文二十年三月十日、小田原より北條勢三萬餘騎にて、下州平井へ寄る、平井よりも滸中へ出て防戰、上杉方敗れ、憲政廐橋へ退る、平井城は悉く燒拂」云々、關東古戰錄に「天文二十年八月上旬、氏康重ねて上州に押入、平井城を攻圍、城主は越後へ落て留守なれば、譜代の從官等支て防戰しけれど、元來無勢なれば、或は落ち或は殘し、不日に城は開け、氏康大に悅び、外曲輪を燒拂、本丸を殘し、北條三郎長綱を置」云々、

松陰夜話云、則政公武を忘れ、家臣斷絕、北條氏康寄來ると聞えければ、平井の府中、四方三里、打集たる士小路を、三度まで無殘所觸けれども、馳參る者僅兵五百に不足、斯ては中々不可叶、一先山岡外記が娘まで、可有御忍とて、天文十六年八月下旬、夜に紛れての御出奔也、須賀野大膳等、近臣十四人、上下百人に不過、則政公仰けるは、龍若は是に留て、越後の便宜を可相待、則政落て無らんには、卽て可靜謐、友貞は太田を賴み、武州へ越て時を待ち、兵を起して會稽の恨を可散と、委細に被仰置、忍坂に掛り佐原へ落給へば、友貞は引違へて、唐坂通にぞ掛られける、扨龍若殿へは、乳母の一家馬方新介、九里采女を初め、譜代の近習侍二百餘人、上下三千六百計り相附き、平井の國府に留り給ひ、頓て故長尾意玄が長息、永尾佐次右衛門も猪田を發し平井へ至り、氏康の寄來るを相待、舊城の支度を結搆す、又云、則政公佐原に至て、山岡外記が城下龍峰寺を見廻り、此處は要害の便、無下に淺間に候、明日もや氏康寄來んすらん、不可構操とて、翌日上州佐原の城より御座を移し、越後へ浪人し給ふ。（今按、松陰夜話の一書、もと杜撰を免れず、記載信を取り難しと雖、殊に異聞を摩むと云ふに過ぎず、其言ふ所の地名猪坂、佐原、唐坂、猪田等、今聞く所なし、皆架空の語歟）

古戰錄に又曰く、天文二十一年、長尾景虎は上杉の家名を相續し、上州出馬、當國の先方、安中越前守父子を導として、平井表へ押詰、晝夜を不分攻立る、城代北條三郎長綱、雖能防、折節城中の兵疫病に犯され、防禦の術を失しかば、長綱は松山城に落る、平井には景虎旗をば立て、關東越山の眉目を施す、白井、足利の長尾、太田、長野、藤田、大石、佐野、小幡、白倉等を麾下に引付、長尾謙忠を平井を殘し、六月越後に歸る、同二十二年、再平井へ入城、古河へ寄らんと打立、武州村岡河原にて、千葉と一戰して、平井へ歸陣、同八月、野州の境目へ出馬、新田の金山、及び武州の忍城を攻め、弘治元年、東上州を攻め、永祿七年十月、亦近衞關白殿下を供奉し上州出馬、平井城は前の管領沒落の時、氏康外構を毀破て、要害淺間なれば、桐生大炊介直綱が居城に奉移、同年平井城を破却し、廐橋に入城すと、云々、鎌倉九代記には、景虎公方をば平井城に捨置て、越後に歸る、さて公方は忍て京都に上りたまふとあり、[illegible]信玄上州出馬の事、古戰錄には天文二十一年なりと云ひ、上野志には天文二十二年といひ、關東兵亂記には弘治二年といひ、甲陽軍鑑には永祿二年といへど、北越軍記、鎌倉九代記等に永祿元年よりとあるぞ是なるべき、長尾[illegible]影像記等に、永祿三年、上州出馬と云ひ、和漢年契に、永祿三年冬十月、長尾輝虎居上州とあるは、永祿二年上洛ありて關東管領職を申請、近衞關白殿下を供奉し、三年十月出馬、廐橋城に越年、小田原を攻めし時の事なり、殿下御下向も三年九月にて、同五年御歸洛と、年代一覽に見ゆ、古戰錄に永祿七年とあるは、三年の間違なるべし、往昔平井は繁華にして、京より紅[illegible]、松[illegible]、[illegible]、[illegible]、上﨟とて白拍子五人、其下にイダイケ美人、シッサ美人など云ふが下り居て、賑しかりし故、侍も武を忘れたるまゝ、亡びたる也と、甲陽軍鑑、北條五代記等に見ゆ

平井の文殊院、常光寺、仙藏寺、皆上杉氏の建てし所とぞ。東平井には高源寺あり、高山氏の菩提所也。名跡考に、高山氏初め日野に城居しけるが、天文中、其裔孫遠江守滿重、金井の要害山に築き、東平井に高源寺を建てたり、故に滿重山と號す云々。

高山郷（タカヤマ）

和名抄、綠野郡山高郷。〇原書山高は倒置なるべし、高山御厨、高山莊、高山[illegible]等の名、多く古書に見えたり、其の舊郷は高山、三本木、及び金井、下日野に涉れる歟と思はるるも、御厨は[illegible]郷をも包括して、其田士は[illegible]全郡にありたるごとし、神田の條を參考すべし

武[illegible]七黨系圖に、兒玉黨、同佐美右衞門尉實高所領の中に、上野國高山御莊と云ひ、太平記、南方紀傳等にも高山庄の名を載す、御厨と同異を詳にせず、御厨は神鳳抄に、田二百八十町と載せたるのみならず、[illegible]にも、上野國高山御厨領家職の事を錄す。又高山黨は、一黨中に[illegible]も[illegible]すること、[illegible]七黨の例にても明白なるが、尊卑分脉に據れば、秩父權守重綱の三男、三郎重遠を高山氏の祖とし、佐位郡の藤原西氏も之に一據したる由、源平盛衰記に見ゆ、鎌倉大草紙高山宮内少輔あり。〇名跡志云、高山氏は源平盛衰記、信州横田河原合戰の條に、上野國高山黨三百騎、[illegible]てかかる中に、上野國高山黨、西の七郎廣助とは我事なり云々、東[illegible]、奧州征伐の時「北陸道相從、上野國高山、小林、大胡、左貫等住人、自越後國出羽國[illegible]、可遂合戰」云々、（小林も當郷なり）同書に高山三郎重視、高山五郎、四郎、高山彌五郎、高山人々、又太平記に高山遠江守、同越前守、同[illegible]守、同又次郎、同[illegible]守あり、又上野[illegible]志に「多胡郡日野金井、金山の[illegible]の要害山は、高山氏居城の跡なり、天文天正の頃、高山遠江守滿重、初め上杉に屬し、後甲州に降り、又小田原に皈す、云々。

高山（タカヤマ）

今美九里村の大字なれど、神田の西南一里半にして、山峯の上なる坦地を占め、平井の南にあたる。形勢紀州高野山に似て、稍小なり。其溪澗は東南し、三本木に至り平野に出で、保美に至り神名川へ入る。甲陽軍鑑に、西上野衆高山五十騎とあるは、遠江守滿重の部衆なるべし、其居址と傳ふる要害山は、高峰の下にして、直に平井の邑里を壓する岡巒を云へり。

金井（カナヰ）

今日野村へ合併すれど、平井と村里相接比し、恰鮎川の峽口にあたる、東方には高山の要害山、西方には金山の要害山ありて、相對立す。

上州金井村進之候、可在御知行候、然入事者留書札明上、於無[illegible]は、可指添者也、仍如件、

六月九日　氏康　用土新左衞門尉殿（夏目記）

日野（ヒノ）

今日野村と云ひ、鮎川の源なる山谷四五里を占め、御荷鉾山を以て南方を限り、子無[illegible]、大澤山を以て北方を限る、人家は所々に散在し、大別上日野、下日野を以て之を稱す、近世は多胡郡の管内たり。蓋其上日野は和名抄多胡郡俘囚郷にあたり、下日野は綠野郡高山郷にあたる。

名跡志云、日野山は金井より奥、三株山まで六七里の間を云ふ、綠野郡、多胡郡、甘樂郡、入交の地なり、和漢三才圖會、上野國産の中に、日野絹とあり、延喜式貢絲の内に、上野國絁三百十疋、同雜物交易の内にも、絁五十疋と見ゆれば、上野にて絹を織る事舊しと知るべし。〇下日野の猪田山に、[illegible]穴あり、溫五十度、火熱を加へ、浴湊に供せらる

俘囚郷（エビス）

和名抄、多胡郡浮因郷。〇原書浮は俘の誤にて、夷俘安置の郷里なり、一書に、新羅人吉非連以下を安置せられしことを引き、此俘囚は吉井の蕃別なりと為す、されど[illegible]種蕃別の人々を、俘囚と號せし

むること、信け難し。恐らくは日野の山中に、蝦夷の遺種を撫養せられしものにして、吉井の新羅種にはあらず。

多胡郡

明治二十九年廢し、其地を緑野に合せ、多野の郡號を立つ、當時面積五方里、二町四村、緑野と甘樂の間の狹郡なりき。

多胡は和名抄、胡音如奥と注し、七郷に分つ、然れども和銅六年紀、及び續官符文に據れば、元六郷の地なり、甘樂、緑野、片岡の三郡より割出して、一郡を成す、後又郷を新設し、天平十九年法隆寺資財帳に、多胡郡山部郷五十戸を載す、和名抄山部を脱して傳閃あり、然らば都合八郷なるべし。後世郡界移動し、山名は緑野へ入り、織裳は甘樂へ入りし事、各郷に注す、近世高凡一万一千石。○多胡に田子の義あり、然れども新羅種に此田子姓を賜はり、更に其姓氏の住居に就きて、郡郷名に建てられしなり。

地理志料云、按上野名跡考、多胡之言高也、地勢高敞故名、有高村、與多胡村相隣、悉謂、胡字讀黃、注用奥字、可證、高字清呼、猶非是、多胡蓋個丁之義、按續紀、以戶寶壯、可教勸者、賜之田子、田丁田子、多見於集物語、和銅六年紀、割甘良郡織裳、韓級、矢田、大家、緑野郡武美、片岡郡山名等六郷、置多胡郡、多胡碑云、以甘良片岡緑野三郡三百戶成郡、天平十年法隆寺資財帳、食封上野國多胡郡山部郷、十二年紀、多胡古麻呂、寶龜三年紀、多胡吉師手、捷碑功紀、作多奥吉師、古事記有阿知吉師、和邇吉師、本居氏曰吉師或作吉士、本新羅官名、見北史、皇朝用之、以爲敍蕃人、後遂爲姓、冒以居地、日某吉士、多胡氏蓋出于此、今井□神龜三年碑、有大兒臣。

吾妻鏡、正嘉二年の條に、多胡宗內跡、多比良小次郎とあり、多比良といふも、郡內の一地なり。○名跡志云、帶刀源義賢、多胡郡に住て、多胡先生と云へり、東鑑に「木曾冠者義仲、尋亡父義賢主之芳躅、出信濃國、入上野國、是彼國多胡庄者、亡父爲遺跡之間」云々、義經記には義經の詞に「當國多胡と云所の人を尋て下りける」云々、東鑑に多胡宗太、同宗內、同宮內左衞門、承久記に多胡宗內、源平盛衰記に多胡二郎家包など見ゆ。

武美郷
（黑熊）（入野）

和名抄、多胡郡武美郷。○今入野村の東なる、黑熊、小串、深澤などにあたるとぞ、即緑野郡自石の西なり。和銅四年紀に、緑野郡武美郷を割かれて多胡郡を建てらるること見ゆ。

あがこひはまさかもかなしくさまくら多胡の伊利野のおくもかなしも、〔万葉集上野國歌〕

名跡志云、入野とは黑熊村の邊なるべし、白沙にて松生ひ美景なり、南に高山あり、謂ゆる多胡嶺は斯乎、入野とは緑野の方より、曠原を踏みて、多胡に入る野邊なり、今鹽村の谷を入野とも云ふは誤れり、武美沼といふ池も黑熊村に在り。

小串
（石神）

今多比良、石神、及び黑熊の北なる馬庭、岩井など相合せ、入野村と改む。吉井の東二十餘町、落合の西二十餘町、深澤川此に來り、小串と石神の間にて鮎川へ入る。小串氏あり、中世西上州の一名家なり。○地理志料云、東鑑、小串右馬允、太平記、小串六郎左衞門尉、本國神名帳、多胡郡從五位上椿子明神、疑子椿之倒置、

大家郷
（追野部）

和名抄、多胡郡大家郷。（○オホノミ又はおほヤケと訓むべし、舊説、多比良村にあてたり、諸郷の位置より推すも、實に然らん。或は郡家の地を大家とも云へるならんと論する者あれども、それとは定め難し、多比良に追野部の小地名存す。

伴氏云碑考云、大家今廢して知れず、或は曰ふ多比良村の內追野部と云ふ所あり、昔は追部といへる由、家の字はへともよめば、オホへなりしを、オヒベとも云へるを、今按、追野部は即大家の遺稱なり、家にノミの訓あることは、安藝國の多家神社の下に述ぶることし。

多比良
（平）

今小串、黑熊などに合せ入野村と改む、深澤の南なる山間に在りて、平井（緑野郡）の西にあたる、山中頗廣く、日野谷と嶺脉を以て相分つ。

東鑑に、多比良小次郎あり、甲鑑に「たいら衆四十騎」と載す、土着の武士ありしを知るべし。○管窺武鑑云、天正十八年、小田原陣の時、越後の藤田能登守は、永井縫殿をミツ山へ未進させむと、地下人共の方へ計策を致さるるに、吉主なれば悉皆同心にて申越には、近邊平の豐後守と申侍、平の居館を攻上げ罷在、外に左のみ手に立者無しと申す、能州即松枝より夜中に備を押し、地下人を待受、平を取巻く、豐後守一子一郎を人質に出し降參也、其後豐後北條氏國へ內通の事顯れ殺さる、一郎は召仕はれしも、三年目に病死し、跡絶る也。○名跡志云、永祿六年乙亥三月、信玄の名馬天久、遂に落ちければ、之を埋み、馬頭觀音堂を建てられけりと、甲陽軍記に見ゆ、今も多比良村の天久沢に馬頭堂あり、又同書に、千部原の御陣五十間四方成寺、大木を以て造りし事、美々しきありさまなり、屋根は銅瓦にて、眞言宗千部山成徳寺と云ふ、信玄具根來に請請祖成、三百僧無心す、住持斷て不貸、金子は此方より可出、才覺頼入といへども不聞、依て軍兵押寄、燒討にし、寺の諸道具は陣所の燒草とし、佐物は不殘奪取、屋根の銅瓦は甲府へ引取石垣にす、此所を千部の原と云ふ」と、續上野志に、千部は多比良村なり、寺の跡今は人家となれりと云ふ、元亨釋書の最澄傳に、上野千部の幹緑經王の事見ゆ、此寺歟。

八田郷

和名抄、多胡郡八田郷。（今矢田の村名存す、即石神、中島、池、鏑川、吉井、多胡等にわたる。郡の中央にして、矢田、多胡は相隣る、舊郡

（公田）家の地にして、多胡の村名之に出づ、（近年石神、中島は入野村へ合せ、池、鹽川、矢田は吉井町へ合せ、多胡は神保、大澤等を兼併す）此邊に近世は公田庄の名あり。

矢田（ヤタ） 古姓號にて、諸州郡に同名多し、和銅四年紀に、甘良郡矢田郷とある是なり、近世は吉井町の東南に矢田の村名を唱へ、鷹司松平氏の陣屋ありき。

矢田の鷹司松平家は、鷹司氏より出づ、始祖信平、鷹司太閤信房の第四子にして、將軍德川家光の夫人[illegible]の弟なり、幼字は哲丸、首服の後和之助と稱す、世俗相傳ふ、信平實は駿河大納言忠長遺腹の子なり、家光之を憐み、簾中の里方に托して之を育はしむ、因て鷹司の猶子となると、慶安三年始て東下し、松平の稱號を賜ひ、懿親を表す、其後信清の時、寶永六年四月、上野、上總兩國に於て、一萬石を賜ひ、諸侯に列し、軍役其外の諸役を免し、大廊下詰を命せらる、其家格の特異なりしを知るべし。

吉井（ヨシヰ） 今吉井町と云ひ、矢田、池村、鹽川、本郷、長根等を合せたり、人口六千、藤岡の西二里半。下仁田（シモニタ）鐵道は高崎より來り、山名を經て、吉井まで七哩、吉井より富岡まで五哩。

吉井は新羅人移住の地なり、續紀「天平神護二年、在上野國新羅人子午足等、一百九十三人、賜姓吉井連」とあるにて之を知るべし。上野傳說雜記に、吉井は羊の大夫の居所と云ひ、多胡郡辨官符碑をも、その羊大夫の建立など說くを按へば、此に子午足とあるは、羊午足にて、子は羊の誤なるべし。（姓氏錄に、高麗、吉井宿禰、伊利須使主男麻呂臣之後也とあれば、異なる吉井連と混ずべからず）○吉井は小田原北條氏の管國の時に、松田尾張守の居城なりと云ふも詳ならず、江戶德川氏入國の初めには、家臣菅沼小大膳正家、吉井二萬石を賜り居邑としたり、子なし奥平信昌の子忠政を以て嗣と爲す、忠政、慶長七年松平姓を賜り、飛驒守と稱す、十五年、美濃加納城へ移封、吉井城廢す、寶曆中、鷹司松平氏の矢田陣屋を此に移しけるより、吉井藩とも稱せり。）後

池（イケ） 上野志云、吉井町は公田庄といひ、壘城は町の北に在り。或は井池（キノイケ）といふ、吉井の東北半里、鏑川に臨める岡上の地にして、今吉井町の大字に呼ぶ。其地に池澤を見ず、名義詳ならず、辨官符碑あり、或は多胡碑と稱す、土人崇敬して羊大夫と云ひ、山名村の碑[illegible]より西南一里餘（集古十種、此碑を眞井村とするは、吉を眞に誤る）

細川氏多胡碑記云、明治十二年冬、游于上野、觀所謂上野三碑者、蓋從山名碑始焉、其碑在山崖幽仄之地、昇降頗勞、次至金井澤、跳越澗水、又穿林莽、手爲棘刺所傷、雖好古如予者、數倦思返、及至碑下、無可息處、直去向池村、村即多胡碑之所在也、其傍拓地爲圃、多種花木、構一小亭、爲游息之所、碑四面、築石爲垣、[illegible]以木櫺、令人不得[illegible]接其上、乃知土有好古者、欲救護之津津焉、予乃請村人、開櫺門、摩挲賞之、云々。）

多胡郡羊大夫碑（タゴホリヒツジ） 池村に在り、又辨官符碑と云ふ。）

伊藤氏盍簪錄云、多胡碑、土人呼爲羊大夫之碑、不知何故、按慶雲三年、二品穗積親王、知太政官事、和銅元年、石上麻呂、任左大臣、藤原不比等任右大臣、故碑上各列名焉、但石上藤原字下、字迹不明、以上傳拓之、當各有尚臣二字、觀此則、前時王化之隆、郡國幷省建置、必有表碣、以徵後世、但陵谷變遷、水火侵蝕、今不復存、獨此碑[illegible]之一僅存、安原氏與[illegible]圖云、碑身、自首至趾、三尺九寸六分、身上一尺四寸四分、下一尺九寸六分有奇、其形上狹下濶、其首方二尺四寸、[illegible]署國司郡司、其郡司亦土人、皆識治體、擇時賢者、爲大領小領、郡中國土官也、今碑面剝蝕、當時蓋有羊氏者、任郡領、賜多胡郡邑三百戶、與之世守、事實不詳、今邑人所說、亦多訛舛、不可據信焉、和銅四年、至寶曆六年丙子、千四十六年。（伴氏上野三碑考云、多胡郡碑は郡內の下池村にあり、碑身踞石を併せて縱三尺九寸、橫は下濶にて上は一尺五寸許、下は二尺許あり、覆石（カサ）方二尺五寸、厚五寸許あり、此碑の事、連歌師宗長が永正六年の紀行東のつとに見ゆ、伊藤長胤の盍簪錄には、本郷村にありといへり、今本郷村は池村の西にあり、昔は池村も其村內にや、（名蹟志云、下池村小字三門（ミカド）の稻荷社地に存す）

辨官符、上野國片岡郡、綠野郡、甘良郡、幷三郡內、三百戶郡成、給羊、成多胡郡、和銅四年三月九日、甲寅宣、左中辨正五位下多治比眞人、太政官二品穗積親王、左太臣正二位石上尊、右太臣正二位藤原尊。

此碑文は辨官の符宣を寫し記せるにはあらず、其符の旨趣を記せるもの也、三百戶を郡と成て、羊に給ひ、多胡郡を成しぬと云ふは、續紀、和銅四年三月、辛亥、割上野國甘良郡、織裳、韓級、矢田、大家、綠野郡武美、片岡郡山等、六郷、別置多胡郡と見えたる是也、但し辛亥は六日なるに、碑文に九日甲寅とあるは、續紀は新に郡を置くの詔を下されたる日を記したるにて、給羊と書ける符宣は、九日に辨官より下せしなるべし、續紀此事を記せざるは漏脫せしか、又流傳の續紀完本ならざれば、闕略せしか知らず、三百戶云々、甚不文なる書法にて、三百戶を郡と成して、羊に給ひ、多胡郡を成すと讀べし、もと宣何々郡、三百戶、置多胡郡、以給姓羊と書くべき所なり、多胡郡は、戶令に因れば、三百戶にて下郡なり、羊は人名なり、羊、和名抄、比豆之とは訓せり、羊いかなる功勳有て、一郡を賜りしにや、想ふに此土人にて、墾田等の事ありて、別勅を下し、三百戶を食封に賜ひ、郡務を執らしめし者歟、又羊に姓氏を書かざる心を思ふに、此郡を給ふ者、我ならではと誇りたる心にや、羊の事

史に見えざれど、續紀大寶三年五月の條に「正七位上倉垣連子人、高瓶根緒以來、子孫正七位上私小田、從七位上私廿部白、長島、及其弟等、昔許、得免雜戸」といへるは似たる人名なり、續後記に「承和十年正月、上野國新田郡人、動七等、犬養子羊、弟虎等三人、賜姓大田臣」とも見ゆ、子羊弟虎の名、同じ國なれば因あるにや、羊が事蹟は、今も其國の傳說に、極めて足疾き人にて、一日の內に都に往來して、朝に仕へ奉れり、其賞に多胡郡を賜へる由語傳ふ、これも古き傳說ときこえて、延文、文和の頃、安居院と云へる僧の記せし神道集に、羊大夫と云へる者の、疾足の事を記し、履中天皇の頃の人とせり、曰く、「群馬郡地頭、伊香保大夫、白河內七郡內に聞えたる足早に、羊と云ふ大夫を召し、文書きて二人の驛君、並に大將殿の御自害の事をば、都へ申上げるが、未の時の御物沙汰合せて、申の時に國へ下り付ける間、羊大夫と申ける、此人申中牛に、群馬郡有馬郷を立て、日の入合には三條室町に付れけり」云々と記せり、其事の荒唐なるは云ふに足らねど、古き傳なり、

今按、羊は人名といはんよりも、氏號と云ふべく、羊大夫とものかたるも、決なく氏號なり、天平神護二年紀に「在上野國新羅人子午足等一百九十三人、賜姓吉井連」とある子は、羊の省畫にて、碑文に見ゆる羊氏は、即吉井連の祖先なるべし、給羊とは郡司職、即郡領を此羊氏に給はりし義にて、食封には非ず、國造を賜ふと云ふ類なり。此羊字は古來諸家の論說止まざる所、或は井の誤寫、或は牛の誤寫、又義に通して給養の意ならんともいひて、谷川氏和訓栞、伊勢氏沿革記、狩谷氏古京遺文、市川氏金石搨本、宮原氏欄寧圖筆、共に羊は人名氏號に非ず、と斷せられしは、千慮の一失ならん。吉田村氏の羊大夫、羊大神と比較するは拔くべからざる現證なり、されど小幡羊大夫勝宗などとも云へば、俚談固より訛謬を免れかたし。

次に署名の文は、「左中辨正五位下多治比眞人」續紀に大寶三年十一月、尾張守從五位下多治比眞人水守とあり、此傳宣せし左中辨は水守なるべし、其名を記せざるは敬禮の意なり、「知太政官二品穗積親王」碑文太字の上、一字滅て見えず、知字なるべし、續紀、慶雲二年九月、詔二品穗積親王知太政官事と見ゆ、穗積は親王の御名なるを、羊は氏の如くに心得て書せしにや、又穗積二字とも衣偏に書けるは誤なり、「左太臣正二位石上尊」麻呂公なり、續紀に和銅元年三月、右大臣正二位石上朝臣麻呂爲左大臣、「右大臣正二位藤原尊」不比等公なり、續紀に和銅元年三月、大納言正二位藤原朝臣不比等、爲右大臣、碑文大臣の大を太と書けるはめづらし、此二大臣は其名を書かずして尊と書けるは、敬禮の至りなり、古へかかる習ありしにや、下野の那須國造の碑銘に、唐氏尊胤とも書ける尊も、美許等（ミコト）に當る尊稱なるべし。○宗長紀行に、多胡碑の事を錄せるは、群馬郡濱川村にて、龍松別當法師の俗姓は、長野氏にて、石上尊の末裔なりとの援證にあげしなり、濱川の條を參考すべし。又東涯の盍簪錄に「王化之隆、郡國頗有建置、必有表碣」といはれしは、失當に似たり、多胡郡に此一碑あるも、もと偶然のみ、諸州郡必有とは當し難し。

東江書話云、この碑羊大夫の碑といふなれば、かの昔の羊祜が墮淚の碑を思ひ出て、かたはらの石に詩一首を題して、「一片羊公碣、素傳絕妙辭、石當奇■出、字映碧苔滋、雨過蟲文怪、雲飛鳥跡奇、悠然千載下、誰望淚先垂」かくめて思ひしほどに、その日のかたふくを惜みてなかりき。名跡志云、羊太夫縁起に「小幡太郎太夫時定の一子、羊太夫宗勝、未島丸未年、未月未時生る、駿馬に乘り、奈良の朝廷へ日々參內す」云々、神道集にも「羊の太夫と申す人、上野國多胡の庄を立て上げるが、未の時の御物沙汰に合て、申の時には國へ下り付ける」云々、神保村に八束（ヤツカ）山と云あり、羊の太夫が駿馬の蹟と傳ふ、八束軍記に「羊の太夫駿馬にのり、日々參內す、八束小脛と云ふ童を供す、小脛兩の腋下に羽あり、其臥せし時、羊見て其羽を拔く、依て供不叶、參內怠る」傳說雜記には神社の皆は中臣羽島連の嫡子、□野連の子、羊太夫と云、八束小脛とは、古事記（景行段）七拳脛、華德紀に八掬脛、姓氏錄に八束脛、越後風土記に八掬脛などあるにならひて、作りまうけし名なるべし）翅なくても早道なるべきをや、不參內は缺ける也とて、官軍下り、羊の太夫討死す、首飛て池村にいたる、其所に碑を建る」とあり。

多胡（タゴ）

吉井町の南にて、矢田に接すれば、古の八田郷內なり、今は別立して鹽村、高山、神保等を合せて多胡村と云ふ。（八田郷の下を參考すべし）

多胡の嶺によせつなはへてよすれどもあにくやしづしそのかほよきに（萬葉集上野國歌）

多胡嶺

上野名跡考云、多胡の嶺は郡の西南に、三株、八束、牛伏（ウシ）の三峰ありて、中にも牛伏高し、牛伏（フセ）を古人は「よせつなはへて」とよめるにや、○牛伏山とは、大澤山のことなるべし、名跡考に、鹽村の谷を、多胡の入野の名所に引あつるは、非なりとあれど、入野とは奥まりたるを云へば、鹽川（シホカハ）より鹽村、大澤の方への谷間は、顆入野の名義に合す。又鹽とは含鹽の鑛泉に因める名なるべし、

（鹽川）

文明十八年、回國雜記にもしほかは、白石など錄せり。

大澤（オホサハ）

吉井町の南西一里半餘の山間に在りて、東谷と共に今多胡村へ合せらる。鹽川は此に發源し、北行して鏑川へ入る。東谷より南へ子無峠を越え、一里にして日野谷に達すべし。

山部（ヤマベ）郷

和名抄に載せず、恐らくは脫失したるならん。天平十九年法隆寺資財帳に、上野國多胡郡山

部郷五十戸、天平十年天皇所賜、永食封と見えたり。されど和銅四年、六郷三百戸の外なれば、和銅以後天平に至る間の增置新郷なり。其地は矢田、韓級の南なる山中にて、大澤、東谷、鹽村などにあたるごとし。

(韓級)

辛科郷　和名抄、多胡郡辛科郷、訓加良之奈。○今神保に辛科神社あれば、神保、長根、本郷、片山、小棚等にわたる。即八田郷の西にして、甘[illegible]、[illegible]界に居る。辛科は韓級に作る、[illegible]、因りて說をなして、韓人居住の地にて、其神廟を韓級と名づけたるかと云ふ。然れども地名に生品、[illegible]、[illegible]など其例多くして、シナは樹名にて、古人其樹皮を採り、布を造る、神樂歌に「木綿つくる科の木」と[illegible]も見ゆなり。されば韓級とは其木綿つくる科の一種に、カラシナありしを、地名に轉せるのみ、或は[illegible]の科木、又[illegible]枯敗の科木の意に出でし如し。

神保（ジンボ）　今多胡村の大字とす、多胡の[illegible]、辛科明神あり、郡の總社と稱せられ、[illegible]に、多胡郡從二位辛科明神と云へり。和田記に[illegible]、神保[illegible]、即村人にて、神保とは、もと神封の部保の[illegible]なるべし、東鑑にも神保氏あり。○名跡志云、神保村の[illegible]を百濟庄とも云ふ、韓級明神も、韓人の齋きし神なるべし、東[illegible]に、神保太郎、同與一、與三など見ゆ、後上野志に、辛科の神寶正體鏡、方一尺一寸、表[illegible]、[illegible]、小勸進淸原國包、大勸進惟宗入道、于時建久八年丁巳十一月十日、源大將軍頼朝とありと、金石誌志にも、[illegible]。(八束山)八束山は神保村の上にて、[illegible]の祠あり、[illegible]て辛大夫の墟といふ。○隨路の記云、辛科神社の古鏡は、表に文珠菩薩の獅子に乘たるかた見えて、其右に大勸進[illegible]入道、小勸進淸原國包、左に建久八年丁巳、十二月二十六日、源大將頼朝と、像も文字も[illegible]、[illegible]一尺三寸ばかりあり。

長根（ナガネ）　今吉井町の[illegible]、西に離れて[illegible]、[illegible]低峰の下に長く横たはり、長根の名は之に因れるのみ。名跡志、[illegible]に、長根に[illegible]、小地名あればとて、之を[illegible]に擬したれど、其地は神保に接し、此間に辛科、織裳の二郷を[illegible]、[illegible]

(吉首)

[illegible]

片山（カタヤマ）　今小棚と共に吉井町の大字となる、[illegible]北平[illegible]、[illegible]片山明神と云ふも、此地にあらずや。○名跡志云、小棚[illegible]

甘　樂　部

甘樂郡（カンラ）　今北甘樂郡と云ひ、面積二十六方里、人口七[illegible]、[illegible]十八[illegible]、[illegible]に治む。[illegible]

(北甘樂部)

にして、[illegible]川の上游なり。近世甘名川の山中谷なも、[illegible]郡の管内と爲しけるを、明治十三年、山中谷に南甘樂郡の名を命し、即之を對して北甘樂郡と曰へるなり。而も古[illegible]郷の位置を推すに、山中谷は全く[illegible]野郡の[illegible]にして、甘樂郡に非ず、且今や南甘樂も廢せらるれば、北甘[illegible]の名は、其據を失ふと謂ふべし。

甘[illegible]は和名抄、加牟良と訓し、十三郷に分つ、然れども貫前(抜鋒)宇伎(有只)の重複あれば、實は十一郷とす。[illegible]後世多胡郡織裳郡、及び碓氷郡自[illegible]の地を兼併し、今の境域を爲したり、[illegible]高石と稱せり。[illegible]し甘樂は古[illegible]、甘良に作る、[illegible]の義なり、或は韓人の故跡なるべき、新羅の名を立てし者とするも、加牟良の唱呼に[illegible]、上野名跡志に、山名御高鋪の[illegible]に同しき[illegible]と云ふも、採り難し。

(甘頁)

[illegible]一[illegible]、甘樂(及び大和國相樂)の樂は古は相樂(佐加良加)邑樂(於波良岐)の例に依り、加牟良岐(寧樂は奈加良岐)とよみたるを推斷し得べし、云々。惟ふに、[illegible]自然に出て、類發[illegible]なり。而も樂は畢竟其字音を假りたるに過ぎずして、古書の例ラとラカラキラク等二類の別あることは、寧樂を寧[illegible]に作るにて明白なれば、此に甘樂を加牟良岐とよみし[illegible]と云ふも、到底附會の辯のみ。且此に甘樂[illegible]、カムラキは上村欟にて、おのづから一語を成して、其義相通せざるに非るも、凡古書に[illegible]、即ラキと判斷するは、全く[illegible]、樂は一音に讀めば、二音にてラキ、相分ちて混雜すべからず。殊に寧樂を望みて奈加良岐とよ[illegible]、[illegible]なれ、又良字も七陽韻なれば、古音ランクなれば、ラキに假借し難きには非ず、而も古書の用例は皆ラにて、ラキの證を見ず。新羅をシラギと[illegible]、甘樂はカムラにて、

後世訛りてカムハ[illegible]ラと唱ふるのみ。

地理志料云、按上野名跡考、日甘樂之古書也、古置韓人之處、多胡郡有[illegible]級郷、[illegible]十六年紀、有韓甘羅娥、寶字五年紀、百濟人甘良東人、賜姓清篠連、如百濟郡高麗郡新羅郡、皆諸人所居、黒川春村曰、甘樂韓也、[illegible]、賀夫良比[illegible]、謂韓一聲也、書紀土室、闇若之類、郡有[illegible]川、又甘樂川之轉呼、[illegible]名、甘樂國國也、介在信濃武藏山間、故云、[illegible]、和銅四年紀、割上野國甘良郡六郷、置多胡郡、多胡碑亦用甘良字、天平神護元年紀、甘樂郡人物部蜷淵、賜姓[illegible]公、延喜式以下、皆作甘樂、日本正統圖、國華萬葉記等、作甘羅。

鏑川(カブラ)（川鏑）

又鏑川(カブラ)に作る、即甘樂川の訛とす、其源を南牧川(ナンモク)と云ひ、[illegible]に發し、東流七里、下仁田驛に至り、西牧川を容れ、稍大なり、其下東北に向ひ、妙義川[illegible]高田川を合せ、富岡の南を過ぎ、吉井の北を流れ、鮎川を合せ、山名村阿久津に至り、烏川へ入る、下仁田より此に至り凡十里。

名蹟志云、信濃地名考に、加布良川は甘樂川ならん、甘樂郡より出づればなりと云へり、後上野志に、加布良川は西牧川下仁田にて合し、[illegible]田の南にて高田川合す、[illegible]記[illegible]院本に、[illegible]、建武三年[illegible]上野國に打入る、岩永次郎左衛門恒家、鏑川に馳向、一矢射るとあるは、今地理を考ふるに、富岡[illegible]木村の邊なるべし、云々。

織裳郷(オリモ)

和名抄、多胡郡織裳郷、訓於利毛。○今詳ならず、或は長根村に[illegible]の地名あり[illegible]と云へり、長根は辛科郷内とす、されば辛科郷の北に、鏑川を隔てたる岩嶋、奥平などにあたるべし。和名抄に、[illegible]郷の次第、山字、織裳、辛科と云ひ、和銅四年紀に甘良郡織裳韓級とあるに考ふるも、山字郷の西隣にして、甘良郡に接比すること思ふべし。中世[illegible]郷名を失ひ、且甘樂郡に[illegible]したるに因り、多く[illegible]を掲げるのみ。

奥平(ヲクダヒラ)

今岩嶋、[illegible]と相合せ、岩平村と改む、其地は甘樂郡の東北、小野郷の東に接すれども、昔の多胡郡織裳郷にあたる如し、岩崎は鏑川の岸に在りて、吉井町の本郷（辛科）と水を隔てたり。奥平は岩崎の北なる山谷を占め、片岡郡寺尾山（今群馬郡）と相隈る。

岩崎[illegible]　[illegible]村に[illegible]せられ、[illegible]

名蹟志云、奥平に延文四年の古碑あり、[illegible]七[illegible]に、[illegible]兒玉黨、[illegible]其子を三太郎景氏と云ひ、[illegible]三郎経氏と云ふ書に、昔村上源氏、安[illegible]住人[illegible]治承年中、東國に下て、[illegible]へるを、兒玉の一族庄左衛門尉忠行の方へ養子に遣す、[illegible]後合記には[illegible]十一年、奥平[illegible]右衛門[illegible]、云々、[illegible]三河奥平氏の先[illegible]上野より出づると[illegible]に對して、[illegible]吉井、富崎の城主たりし比に、好事者の附會したるに非ずや。

小野郷(ヲノ)

和名抄、甘樂郡小野郷、訓乎乃。○今の小野村、黒岩村是なり、奥平（多胡郡織裳郷）の[illegible]、小野[illegible]、[illegible]小野[illegible]、[illegible]に小野小[illegible]、[illegible]の肖像を置き、名[illegible]の[illegible]と[illegible]、[illegible]

高尾(タカヲ)

今小野村の大字にて、富岡町の北一里、[illegible]上野國[illegible]

仁治四年の古碑に、多く小野氏の名を錄せり。

此云、高尾[illegible]に[illegible]れて、往來に踏まれしを、今此に移し置かる者とぞ、[illegible]

仁治四年[illegible]二月[illegible]六日

[illegible]

壬生文重　[illegible]

白岩寺(ハクガン)

今小野村に在り、高尾の東にあたり、富岡の東北一里餘、[illegible]堂領二十五石を有したり。

黒岩(クロイハ)

今黒岩村と云ひ、富岡の西に[illegible]、[illegible]は、盛に之を審ふ、而も本邦には現今其の在るを聞かざ[illegible]

黒河

今黒岩村へ合せらる、[illegible]

瀬下郷(セノシモ)

和名抄、甘樂郡瀬下郷、[illegible]にてセノシモとよむべし、今富岡に瀬下町あり、又鏑川の南岸に高瀬村あるを見れば、高瀬の上と下

を、二郷に分たれし者とす。中世以來、瀨下につくり、專セシモとよめり。

文明十八年回國雜記云、杉木といふ山伏の所に、十日許逗留し、此坊を立て、宮の市、せしもの原、しほおは、白石、いたくら野、あひ川、かみ長川など、様々の名所を行き〳〵て、（宮の市とは本郡一宮町を云ひ、鹽川以下は多胡、綠野也）

瀨下氏は當國の一名家にて、往々古文書に見ゆ。永享記云、嘉吉元年四月十七日、被付著到、被遂實撿、總大將上杉兵庫頭淸方、小具足許にて出給へば、侍所長尾出雲守憲景、瀨下治部少輔景秀、黑糸の鎧に、同毛の三枚冑、鹿の角を打立て著たりける、此兩人什役にて、其外伺候の人々、半蓊にて參ける。

富岡（トミヲカ）

今富岡町と云ひ、瀨下、曾木、七日市を合せ、人口九千、甘樂郡の治所とす、鐵道高崎へ十二哩半。

富岡製絲所は明治五年官府の經營に成り、後之を民業に委ぬれど、今に地方の大工場とす。

名跡志云、富岡は和名抄瀨下、瀨下に訛るこの郷なるべし、瀨下町あり、又本國神名帳、甘樂郡從五位下小船明神、山吹日記に「富岡の小船明神、昔は瀨戸なりしと云ふが、一の宮に詣る人、爰にてはらひけんかし」と云ふ、回國雜記に、せしもの原、保元物語に瀨下の太郎、東鑑に瀨下四郎廣親、平家に屬す、又瀨下太郎、同與太郎あり、後上野志に、富岡は武田が臣、大熊伊賀守の居所、信州の人、上杉に仕へ、後甲州に屬すと、名跡考には、東鑑の富岡五郎も、爰かと云へり、栖雲寺の彌陀の石佛には、正慶二年の刻識を見るべし。

七日市（ナノカイチ）

今富岡町の管内なるが、其西に隣り、一宮町の東に在り。近世、前田氏一萬石の陣屋を置きし邑なり。家祖大和守利高は、加賀大納言利家の次男にて、小松中納言利常の舍兄たり、慶長中、江戸に來仕し、父兄のために徳川氏に質たり。元和二年、特に食邑を賜り、子孫世襲して近年に至れり。

曾木

今富岡町の東を云ふ、古蹟、和名抄宗伎郷を之に引きあて、本國帳宗岐明神を、此村に求めたり。されど宗伎は宇伎の誤にて、有只郷宇藝神社に外ならず。○妙義川は富岡、七日市の北を過ぎ、曾木に至り鏑川に會す、長五里餘。

按、本國帳當國鎭守十二社の下に、正一位拔鋒大明神、從一位宇藝大明神と載せ、猶甘樂郡の下に、正一位拔鋒大神、從一位宗岐明神とあるは、重複必せり、此は宇字を宗に誤れるに由り、曾木に附會すべからず。

新屋郷（ニヒヤ）

和名抄、甘樂郡新屋郷、訓爾比也。○今新屋村、及び小幡村、秋畑村にあたるごとし。小野郷の南、酒上郷の東にして、多胡郡辛科郷に接す。其山野は西南に延び、自髮岩に至る。往時は牧場を置かれしにや、延喜式、左馬寮上野國新屋牧を載む。

名跡志云、新屋牧は白倉の邊歟、天引村に新屋といふ名あり、武田七黨系圖、兒玉黨に新屋片山三郎行村と云ふ人もあれば、片山のあたり迄、新屋郷なりけむ、新屋明神も此邊乎、本國帳、甘樂郡從五位上新屋明神を載す。天引は、白倉の南なる山村なれど、分内狭し、されど其西南は小幡村、秋畑村へも連亘し、最も廣し、新屋牧とは後地へもかゝりし總名なりけん。

白倉（シラクラ）

今庭谷（ニハヤ）、道石、金井、天引等と相合し、新屋村と改む。北に鏑川を帯び、南に天引山嶺あり。白倉氏は戰國時代の一名家にして、上州八將の員に數へられたり。

名跡志云、武藏七黨系圖、兒玉黨に、平武者行貞の男、片山武者五郎行成、舍弟白倉三郎成季とあり、關東古戰錄に、藤米縣合戰に、白倉五左衞門、關東に知れたる手達の武者、長加信吾の馬を射るとあり、甲陽軍鑑、上杉同道の内に、白倉氏あり、又氏上野衆の中に、白倉五十騎、あまお五十騎を載す、古戰錄に國峯の枝城、庭谷へは、先方衆庭屋左衞門尉、云々。

福島（フクシマ）

今福島町と云ひ、小川、田篠、君川、星田等を合し、人口三千。白倉の西に隣り、富岡と鏑川を隔て、相去る一里に滿たず、下仁田鐵道此に停車す。

上野國志云、福島町より田篠村の大井戸への通路に、架したる石矼は古碣なり、覆にして架したり、長一丈四尺餘、厚四寸八分、幅二尺九寸計り、五佛種字の梵銘の下に「仁治三年壬寅、二月八日、□□□□心合力、己上三十餘人」と刻めり、石橋の傍に大日如來の石像あれば、俗に大日石橋と曰ふ。

額部郷（ヌカベ）

和名抄、甘樂郡額部郷、訓奴加倍。○今福島町にあたると云ふ、福島に額部の小地名存し、且額部庄の名ありて、近世は諸隣村を籠めたり。而も今福島の西二里、野上、後箇の邊に額部村の新稱あるは疑ふべし。謂ゆる庄名の及びし處なれば、取りて村名に建てしにや。

額部は高山寺本に、額田部に作る、備中哲多郡の額部は奴加多倍と訓じたれば、其例なきにあらず、額田部は古姓氏に出づ、奴加倍の名は其略稱なるべし。

小幡（ヲバタ）

今小幡村と云ふ、福島の南なる山中にして、秋畑川之を貫きて北下し、福島に至り、鏑川に入る。

○小幡には近世織田氏の陣屋あり、乃祖兵部大輔信良、（内府信雄の子）元和元年を以て、小幡二萬石を賜り、幕府其名家の後なるを以て、特に四位常任、國持家格の待遇を加ふ。明和四年、美濃守信邦の時、事を以て嚴譴を被り、封邑を羽州天童に轉せられたり、從前の待遇是より失ふ、松平（奥平）攝津守忠恆、織田氏に代り入部、高二萬石、傳へて大政改革に至れり。

明和四、八月中旬　　織田美濃守

其方家來、吉田玄蕃儀、格高に付、役柄不相應之儀共

有之ニ付、[illegible]出[illegible]、出[illegible]と申者に出會、甲府、[illegible]之[illegible]、致物語、[illegible]中被候者に付、[illegible]中付[illegible]内、及矢引候段、不埒之至に候、依之[illegible]付[illegible]、[illegible]記に、[illegible]一味[illegible]隠れたりけれ共、捕られて鎌倉へ召下され、上總國（長門本、作上野、滿有小幡字）へ流されて、三年ありけるとかや、云々、[illegible]說を知[illegible]、[illegible]名跡[illegible]、小幡氏は[illegible]國、兒玉の中に、片山太郎[illegible]行の子、小幡平四郎[illegible]行あり、東[illegible]小幡三郎左衛門尉あり、上野名簿[illegible]に、小幡村は代々小幡氏の居所、天文の頃、[illegible]入道泉龍[illegible]、國峯城に移ると云へり、又和田[illegible]に、[illegible]國[illegible]内、[illegible]は先祖金剛房といひし、上野小畑の一黨なり、云々、今村内熊野祠の古碑、梵字永仁二年甲午二月廿一日とあり、小幡氏の[illegible]か、[illegible]記に、[illegible]中の[illegible]り、梵字なり[illegible]、甲陽軍[illegible]に、由[illegible]上野[illegible]に居城有て、犬石、小幡、長尾、白倉、是れ四人の老也、又當時武田家[illegible]の[illegible]上野[illegible]、小幡上[illegible]、上州[illegible]の[illegible]首たり、又[illegible]小幡[illegible]守に[illegible]成、云々。

國峰城址

小幡村の西、[illegible]に在り、宮[illegible]の南北一里、又國峯に作り、或は峯の城とも[illegible]、[illegible]國[illegible]、國峯城は峯城とも云ふ、關東古戰錄に曰く、國峯城は小幡[illegible]道泉龍[illegible]なり、[illegible]は山内上杉の[illegible]て、長野の[illegible]なり、[illegible]小幡圖書之介景純も、[illegible]にて、[illegible]と不[illegible]なり、天文二十一年の夏、上杉憲[illegible]上州發向、長野[illegible]、小幡景純、其[illegible]に[illegible]けるに、[illegible]病氣[illegible]養、豆州熱海溫泉へ入湯に行きけるを、幸と[illegible]して、景虎を歎き、國峯の城地を申[illegible]る、[illegible]なく、[illegible]引[illegible]れ、甲州に赴く、信玄悦び、信州小田[illegible]に[illegible]、五十貫の地を與へ、西牧の砦を守らしむ、云々、永祿六年の春、信玄[illegible]、[illegible]に[illegible]て、[illegible]城に[illegible]掛り、景[illegible]ての外に周章、自害してこそ失たりけれ、本領なれば、[illegible]を[illegible]に[illegible]む、云々、[illegible]上野志に、[illegible]は小幡氏の居所、泉龍齋の長子、上總之介重貞、天正年中[illegible]の[illegible]と[illegible]、小田原に歸す、天正十八年、小幡信貞、小田原に籠り、國峯は小幡帶刀、庭屋左衞門をして守らしむ、上杉の先鋒藤田[illegible]、[illegible]等、國峯城を攻拔、云々 古戰[illegible]云、天正十八年、西上野[illegible]城主、小幡上[illegible]信貞は、[illegible]老臣[illegible]、合[illegible]て、[illegible]門[illegible]、[illegible]子小田原へ[illegible]籠るにより、南牧、西牧の境の谷戸澤の入と云ふ[illegible]、[illegible]が[illegible]、[illegible]に[illegible]、小[illegible]、[illegible]小[illegible]

秋畑

[illegible]、[illegible]山谷[illegible]、[illegible]樂の山中谷なり、秋畑川長さ四里。秋畑小畑より新屋村[illegible]の[illegible]にのべたり。○近年、秋畑山中に、石綿を採る者あり。

瀧上郷

和名抄、甘樂郡[illegible]上郷 ○高山寺本、[illegible]上に[illegible]に[illegible]、即瀧下の[illegible]る高瀨村にあたり、額[illegible]、[illegible]南部の西に[illegible]、

高瀨

[illegible]高瀨村と云ふ、[illegible]の南にして、[illegible]川を隔てたり、

野上

今[illegible]、[illegible]、後[illegible]と[illegible]、[illegible]村と[illegible]古の瀧上郷の屬域なりしこと、地形上疑を容れず、而も今額部と云ふは、後世額部庄と冒稱せることありけるに由ることとし。○岡本は、保元物語、上野の人岡本介、吾妻鏡

に[illegible]あるへし[illegible]在[illegible]にやと云へり

貫前郷

和名抄、甘樂郡貫前郷、[illegible]今[illegible]一宮町にあたり、貫前神社あり、[illegible]本[illegible]の[illegible]す、高山寺本に依り之を[illegible]、[illegible]下[illegible]の[illegible]なり、又本書、貫前の外に、拔鉾を鎮すも、[illegible]に[illegible]たり、[illegible]書に[illegible]さず、高山寺本[illegible]に[illegible]書に「貫前に[illegible]、[illegible]あるを見れば、前は[illegible]の[illegible]、古[illegible]と云へり、[illegible]て貫前、拔鉾は[illegible]にこ、[illegible]の甘[illegible]にて、貫前の[illegible]に因みて、名つけたるならん」と論じたるは採り難し。

地理志料云、[illegible]名式、甘樂郡貫前神社、承和六年紀、作拔[illegible]、[illegible]之誰、一宮記、貫前神在一宮村、延喜式[illegible]主命、[illegible]代紀[illegible]、拔下[illegible]、[illegible]於[illegible]、[illegible]貫鉾[illegible]、倭名抄、[illegible]、拔[illegible]、[illegible]一端也。

一宮

今一[illegible]町と云ふ、[illegible]の[illegible]一里、[illegible]、[illegible]田島、神農原、宇田等をも合す。回國雜記（文明中）には[illegible]の市と云ふ、[illegible]在とす、宮[illegible]は一宮の邑内にて、[illegible]に[illegible]と稱するは、其故を[illegible]て、[illegible]に「天正十八年、小田原陣の時、[illegible]、[illegible]中内、[illegible]日[illegible]、[illegible]を以て、小幡の[illegible]、宮崎の城を、[illegible]月十七日に攻落」云々、前上野志に宮崎和泉守とて、小幡の[illegible]、此に居住すとふ、[illegible]、[illegible]信[illegible]、宮[illegible]を[illegible]、[illegible]にり移封、慶長六年に至り、[illegible]大[illegible]氣に見ゆる一宮[illegible]、[illegible]なるべし。

一[illegible]　[illegible]

上野國一宮内、田地四町、在家四間事、右任[illegible]有[illegible]門佐[illegible]之[illegible]、[illegible]中[illegible]、[illegible]之[illegible]、[illegible]、

[illegible]八年五月二日　[illegible]

貫前(マキノサキ)神社（拔鉾神社）

今一宮明神是也、國幣中社に班せらる、

貫前、又拔鉾に作る、鉾字恐らくは鋒(サキ)の訛のみ。延喜神名帳頭注、及び一宮記に貫前に拔鉾と注す、而も本國神名帳に正一位拔鉾大神の外に貫前明神を錄するは、別に故あることならん

〔本朝續文粹〕奉上、御鉾壹柄、[illegible]、右去秋以來、寄吏不倫、即有願[illegible]、獻御鉾於拔鉾社、得平全矣、受其怨忽[illegible]、宿禱適[illegible]、今爲賽素願、謹獻此寳劍、又頃者雨澤不降、民間成愁、所請者三尺之水矣、已澤鋭鉾於龍泉、所祈者十旬之甘雨、仰甘澍於牛漢、神靈如鏡、請照赤[illegible]、仍奉上如件、

康和二年四月十三日　目代[illegible]　代　官　上野介敦基

後上野志云、貫前は磯部氏世々神官たり、其地を一名菖蒲谷(アヤメ)と呼ぶ、往昔新田義重の[illegible]丹生郷に住せり、の祈願所なりしとて、寛永中江戸御室より造營あり、其事は林羅山子の撰べる、本宮鐘銘序にも云へり、山吹日記云、今一宮拔鉾大明神の什物に、[illegible]の神名記あり、其中に貫前の神、拔鉾の神、二ッの御名おはしますは、いかなることにか、和名抄に甘樂郡のうちに、貫前いふ郷名をあげたれば、こは一の神にておはし[illegible]、やあらんと思へども、續後紀にしるされたるに、拔鋒の神、赤城の神、伊香保の神たちに、從五位下を授け奉ると見えたるは、此國の三ツの大社の、いとも古にかゝれたれば、此一宮の御事なるべき事明けし、其後三代實錄に、正五位下勳八等貫前の神に、從四位下を授け奉るとあるは、神位の次第違ふ心地すれども、承和六年より貞觀元年までの間に、一階をこえ勳位をさへ授給ひしを、ふひとの筆のまゝに、あきらかならしめたるか、またその後の人の、うつし誤りしにや、何にまれ、一宮記神名帳頭注には、たゞ文字を替たるのみにて、貫前とあるは、拔鉾とも書けるといへるなるべし、しかはあれど、和名抄と此神名記をみれば、あまりにあらましなりとこそいふべけれ、今社家の説にも、御社の所をかへたる[illegible]もいへれば、承和の頃までは拔鉾の地にいましたるを、其後貫前には移したてまつりて、其舊蹟にもさながらにて猶いつきまつれるを、式にはたゞその貫前の方社をのみ載られ、此神名記はすべての古き社をしるすはいなれば、ともになきあへたるにやありけん、[illegible]伊香保の御社は、承和の後[illegible]、[illegible]あれど、拔鉾の[illegible]、[illegible]な貫前の[illegible]の御社に[illegible]、故なら[illegible]名蹟志云、拔鉾[illegible]、延喜十六年、上野國貫前明神、授[illegible]、上野國神名帳に、正一位拔鉾大明神、大日本一宮記に、拔鉾大明神、[illegible]、[illegible]は、續後紀(承和六年)[illegible]拔鋒[illegible]大明元年[illegible]並びに拔鉾一作りたり、今一宮[illegible]在り、[illegible]大明神と云ふ、上野國志、一宮[illegible]、山吹日記、[illegible]經津主命を祭る、[illegible]上野一宮也、[illegible]上古、[illegible]、出[illegible]に天降り給ひ、[illegible]其[illegible]日[illegible]、[illegible]給ふこと、日本書紀[illegible]元年、上野地[illegible]を[illegible]君に[illegible]、[illegible]切[illegible]云、[illegible]一宮[illegible]拔鉾[illegible]大明神[illegible]、[illegible]の[illegible]なり

[illegible]

上野國甘樂郡[illegible]拔鉾大明神[illegible]、[illegible]貫前神[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]一宮、[illegible]

迹、賢木之[illegible]、示桑弧蓬矢之儀、神冊之昔、拔諏訪之[illegible]、以逆彼不順、康和之年、納[illegible]奉之[illegible]、而不其無[illegible]、然兵革早[illegible]、見有末者、祭則必[illegible]、[illegible]不忘、[illegible]如在、相義征貞任、義家伐武衡、皆祈而有應、暗鎭守府將軍、上毛令新田義重、嘗州之寺尾城、以源家嫡派、有自立之志、殊信此神、此神驚驗、故其家門不乘此毛馬[illegible]、慶長年中、東照大權君、釋其由緒、營經營神宮、及諸堂、原本遺遠之義、學可謂大矣、[illegible]雖[illegible]、風霜既古、故今幕下大君、追慕觀[illegible]貞之芳[illegible]、近述[illegible]之盛事、鼎建神殿、改造[illegible]宇、綵構[illegible]功、[illegible]美、神德於是乎益昭昭矣、豈啻[illegible]一方[illegible]之鎭護而已哉、受[illegible]高樓以掛巨鐘、其銘曰、上野大社、貫前名神、驅邪除害、[illegible]國利民、靈區既久、秘殿[illegible]新、[illegible]儀隨[illegible]、功[illegible]、九乳遠響、萬福必臻、風和雨順、[illegible]世[illegible]根。

宇田(ウダ)

今一宮の大字なれど、市街の北に離る　名蹟志云、宇田村に稻荷社あり、貫前神宮守之を守り、古來其丘を高倉山といふ、[illegible]葉にゝよめる安倉山は此にやあらむ

上野國志雜記云、永祿六年、宇田の城主、小幡圖書、宮内の城主、小幡[illegible]郎を殺し、小幡實[illegible]にて討死。

宇伎(ウキ)郷（有只）

和名抄、甘樂郡宗伎郷、同有只郷。○本書、宗伎は宇伎の誤にて有只と重複す、又貫前、拔鉾の假なり、今一宮の西に神成、小林、[illegible]沼、中澤等あり、吉田村と改む、蓋其地なり、那射郷と相接す。

[illegible]理志料云、有只[illegible]本只作且、集韻云只又作且、神名式載甘樂郡宇藝神社、本國神名帳亦同、今在神成村、[illegible]字[illegible]同轉、據此有只當[illegible]云宇岐、攝津有根郷、原注訓岐[illegible]、[illegible]、只[illegible]切、音紙、集韻、根又[illegible]移切音岐、蓋本于此、

宇藝(ウキ)神社（神成）

今吉田村大字神成(カンナリ)の中潛山の麓に在り、延喜式甘樂郡の官社にして、本國帳に甘樂郡從一位宇藝大明神といふもの是なり。宇宗の二字、筆書相似たるな[illegible]以

て諸本或は混亂して、字類宗岐の各異を疑ふと雖、國帳に載する從一位明神は、式内ならざるべからず、其從一位明神の外に、宗岐明神なければ、只だ字の誤たるを證明す。

丹生郷（ニフ）

和名抄、甘樂郡丹生郷。○今丹生村是なり、貫前郷、宇伎郷の北とす。○仁徳紀に丹生部を定められしこと見え、皇極紀に乳部註美文ともあれば、壬生と、古音相通ならん。清和紀、貞觀十七年、上野國丹生神授從五位下、本國帳には、從三位丹生明神と云ひ、今に存す。弘仁四年紀、甘樂郡大領、壬生公郡守と云ふも、即丹生神の氏人なるべし。

まかねふく爾布のまそほのいろにてていはなくのみぞあが戀ふらくは、〔萬葉集東國歌〕

略解云、眞金は鐵をいへり、爾布は上野國甘樂郡の郷名丹生あり、これにや、古へ鐵を吹きしことありしなるべし、名跡志云、爾布は本韓土ある地なれば、地名に丹土といへるならん、今此地に銅鐵の傳はなけれど、赭土はあるなり。○今按、伊勢の丹生山には水銀を採り、七十一番職人歌合に、金堀を「おちきなや丹生の御山にほるかねのみつから人に思ひ入りぬる」とよまれたり、而も萬葉によめる丹生山は、必定此上毛の地ならん。今村内に採鑛の傳説はなきにもせよ、此を去る二里なる小坂山に、鐵鑛を出すを見れば、其鑛脈の相及ぼすこと想ふべく、古人此丹生山にて眞鐵を吹きたりと、判定するに足る。

名跡志云、平家物語檀浦合戰、源氏方に上野國住人ニウの四郎と云ふ士あり、後上野志に、丹生山は義貞の弟新田四郎義重の居所なり、義重は北條時行と上州に戰ふ、足利直義其功を賞し、甘樂郡を與へ、相續して丹生山に居り、義重七代の裔右水正景純、後閑に移住す、云々。○岩松文書、弘安元年道受入道讓状に、上野國丹生郷を收むれば、義重以前より新田氏の傳領地とす。

那波郷（ナハ）

和名抄、甘樂郡那非郷、高山寺本、那波郷。（今詳ならず、那非の語他に聞く所なきを以て、那波とあるに據り、之を擬出するのみ、丹生の北なる高田村などにあらずや。

地理志料云、那非、恐部字也、書背誤作那宗、校者正之、倭注那非二字、傳寫遂作那非者、大和宅原郷、注云他本作宅屋、故校者傍添屋字、下注他本二字、後人認爲訓注、以致此謬、此亦其類也。

高田（タカタ）

今高田村と云ふ、丹生一宮の北にして、黒岩、黒川（小野郷）と相隣る、妙義川西より來り、村内を貫き、七日市、富岡町の方へ下る。

今度任卜問最吉、引率吾軍於上州之日、詣松原上下大明神寶殿、其意趣仁、殆西牧、高田、諏方之三城、不經二十有日、而或降幕下、或撃碎散亡者、偏可有當社保護、專、

一來三月集三十三人之衆於、于松原寶殿、可讀誦三十三部法華妙典之事、

一太刀一腰、神馬三疋、可奉社納之事、此内壹疋壬戌二月五日奉社納所也、相殘二疋者、諏訪落居日、可奉納之者也、

右願滿足午日、可令當者必、

于時、永祿四年辛酉年、十一月二日　信玄（花押）〔徵古文書〕

是れ信州佐久郡松原祠への願文なるが、高田城とは此地なるべし、諏訪城も郡内なるべきが、今詳ならず。○鎌倉大草子、上野一揆の交名に、高田越前守あり。

妙義川（ミヤウギ）

妙義山に發し東流、高田村へ入り、富岡の北を過ぎ、貸木に至り蕪川へ入る、長五里餘、一名高田川（タカタ）。

那射郷（ナザ）

和名抄、甘樂郡那射郷。（今南蛇井村、馬山村にあたる如し、宇伎緒上二郷の西にして、其南蛇井は即那射の轉訛とす（近年南蛇井は[illegible]の神戶、中里等と相合して吉田村と改む、下仁田[illegible]南蛇井に停車す）

地理志料云、那射訓闕、按當讀云奈佐、但馬有奈佐郷、大同類聚方、淡路津名郡人、那射長野麻呂、武那射氏所居邪、上野志、那射方饗、今按神戶南有南蛇井村、實云奈邪爲、是其遺名。

馬山（マヤマ）

今馬山村といふ、南蛇井の南にして、下仁田驛の東方、蕪川を隔てゝ、其右岸に在り。

酒甘郷（サカマ）

和名抄、甘樂郡酒甘郷。（今詳ならず、其訓はサカマにやといふも、徵證を缺く。諸郷の位置より推せば、那射郷の西なる下仁田、青倉などにあたる如し、されど下仁田は南牧（ナンモク）とも稱し、古の額山牧なり、疑ふべし。

下仁田（シモニタ）

今下仁田町といひ、人口三千五百、甘樂郡西方の大邑にして、信州佐久郡に向ふ驛路は、此より二分し、南なるは南牧、餘地峠に登り、北なるは西牧、志賀峠、及び内山峠に登る。高崎より吉井、富岡を經て、蕪川の溪谷を疏通する鐵道は、下仁田を終驛とす、富岡へ八哩、高崎へ二十一哩。

洋氏漫遊文草云、舊上毛山水、聚其豐於西南牧之郷、西南牧野之勝、仁田是爲稱首、夾白雲之高峻、金洞嶽之嶔巖、大桁灣〻、蕪川牧水、濃々繞其麓、泉甘土肥、是以桑麻之業、民以富饒。○下仁田は藪名南牧の郷中にて、大仁田に對して下仁田といへることとし。

小學上野志云、下仁田に賓輩の城址あり、或は上杉氏に屬し、或は武田氏に屬し、後北條氏の有となり、小田原の役後に至り、城全く廢せり、近世に至りては、武田耕雲齋の筑波山に敗れて西に走るや、路次この地を過ぎ、高崎の藩兵と戰ひし所也。○關八州古戰錄に、武田信玄は下仁田越して、上州に入る、云々、舊上野志に、賓東

城は下仁田の岩山なり、小幡三河守貞政居所と云ふ廢城考には、小幡三河守、鷹巣城に居る、上杉輝虎に屬し、其後信玄當國西部を打從へ時落城と、（名跡志）信玄の上州を取れる比は、小幡尾張守之に居る、永祿九年、尾張守は下仁田近戸明神へ金鈸を寄せたり、其事上野舊在私記に見ゆ。又甲陽に、

永祿三年、長尾景虎、鎌倉鶴岡社參の時、上野侍衆の城主小幡三河守に太刀を持たせ、威勢東三十三國に双ぶ方なし、云々。又永祿六年、信玄ナンモクへ御出、小幡尾張守を召て「其方相聟小幡圖書いかなる氣立の者」と問給ふ、扨は仕樣ありとて、内藤修理を召し「旗本にて棹の先に挑灯を結付け、火を立上げば、其方請取の小荷駄一疋に、挑灯二つ程つ、結付け、馬追にも一人に一つゝ續松を持せ高き所へ追上げさせよ」と被仰付、軍衆寸夜に入り、人馬に火をたて[illegible]ごとくに、圖書驚き周章て逃落る、武田衆悴い者共、富岑の城へ押入、次の日迄亂取多し、

とある鷹巣ナンモク、即下仁田の地なり。

鹽山（シホノヤマ） 古の牧名にして、下仁田町內佐久郡信州界にある山野を總稱したるならん。延喜式、左馬寮上野國九牧の一なり。蓋鹽山とは、特に荒船山の東方の尾にして、今大鹽澤の橫嶺を云へるならん。山の東南を南牧（ナンモク）と呼び、西北を西牧と呼びしこと、形勢に相して分明なり。其南牧は今下仁田、青倉、磐戸、月形、尾澤の六村と爲り、西牧は小坂、西牧の二村と爲る、牧字を後世或は目に作れり。

（南牧）

仁明紀、承和四年、上野國言、御馬逗留、遣使覆察。延喜式、左馬寮に「凡年貢御馬者、上野國五十疋」、諸國所貢繫飼馬牛數の內「上野國馬三十五疋、牛六頭」、拾芥抄、八月廿八日、牽上野勅旨馬、公事根源抄、八月廿八日にて、上野の御馬五十疋引かる、年中行事歌合に、

上つけや出でしもおそき在明のかげ見ぬ月の末の駒ひき、　定信

二部省式、任牧監者、甲斐國一人、信濃國二人、上野國一人、並令把笏、秩限六年、准國司、責解由。主稅寮式、上野國勅旨御馬、秣料四千七百束、同繫飼御馬、秣料五千九百束、市（イチ）牧牛、宜四千三百十五束、この市の牛牧は今其地を知らず。

（市古）

名跡志云、南牧、西牧とは下仁田宿の西南の山谷を汎く稱せり、信州佐久郡に連し、古への牧の跡なるべし、上野國より駒を貢ぐ事、三代實錄に見ゆ、延喜式の鹽山の牧の跡なるべし、今鹽澤、小鹽澤、馬居澤等の地名あり、武田三代記に「上州小幡尾張守信定、信州大日向にて五千貫の知行を賜ふ、大日向を申すは佐久郡にて、南日（ナヒセク）に手近き所なれば、信定一身の働を以て、南日を切摘すり、信玄御感有て、永祿九年三月廿八日、嫡子上總介信と共に、南日へ參向ある」云々、同（コト）六年十一月十三日、武田信玄甲府を立ち、上州發向、依田峠を越え南日に着陣あり」云々

南日川（ナヒセ） 南日川の南支源は、尾澤村舊倉の奥なる余地峠に發し、東流して[illegible]、下仁田に至り、西牧川に合し、鏑川と爲る、凡七里。

青倉（アヲクラ） 今青倉村といふ、下仁田の西南に隣れり、下仁田の南なる栗山村より下仁田町の谷內なり、稻含社あり。

神名志料云、陽成紀、元慶四年、上野國正六位上稻含神に、從五位下を授けらる（延喜式に貫前神なし）今甘樂郡栗山村の稻含山に在り、（上野國志、山吹日記）土人曰ふ、昔貫前神此山に來し、次に稻含山に遷り、後今の磯部谷に移りたまふと、其說に據らざ、稻裏神は貫前神に同じかるべし。

（栗山）

白髪岩山（シラガイハ） 甘樂郡南方の屏障にして、白髪岩の一峰最著顯す、下仁田驛の南微東に當り、二里餘を隔て、標高一千五百餘米突、西は大仁田山に連なり東は稻含山に接す、即其山南は南甘樂の山中谷也。

小澤（ヲザハ） 今大鹽澤、磐戸等と相合せ、磐戸（イハト）村と云ふ、下仁田の西南二里にして、南日川の谷中に居る。此邊に黑瀧山、岡崎念山の名勝あり、書賦竹堂の遊記ありて、世に其名を稱し出だせり。（近年西北山谷に神津牧場を開く、面積二千町を占む）

（磐戸）

大鹽澤（オホシホザハ） 小澤の北西一里餘、南牧驛路の由る所に非ず、黑瀧（クロタキ）山不動寺此に在り、上毛の一勝地とす。

（黑瀧山）

竹堂遊記云、上毛の地は奇勝多し、而して黑瀧山尤佳と爲す、但西南の陬僻に在るを以ての故に、遊を好むの士も至ること罕なり、小澤より左折し、上ること半里、石壁森落相對し、嶻嵲壁宇の如し、人其門より過ぐ、天光穿透綫の如く、四顧窅窕、萬籟皆絕ゆ、午入點頭上に在るを聞き、仰げば即紅閣樹間に隱見す、乃其寺爲るを知る也、寺の門內三岩並峙して鼎足の如し、品字巖と曰ふ、左岩は盤據して巨山の如く、右岩は陰晴數十丈、其脊達に通る、中岩は稍卑く、瀑布其巓より落ち、珠を濺ぎ玉を噴き、下りて石と共に激射四散、流ぎて潭中に入り、科に盈ちて復流る、其寺[illegible]の如し、寺後は石級數に、上に不動の祠有り、祠の傍に石窟あり、開山潮音和尚の遺骨を藏す、其下に瀑有り、東に書庫有り、一切經を藏す、蓋和尚舊に住し、常憲公の崇仰する所となる、後禮遇稍怠る、乃其身を[illegible]て而して去り、此山に隱棲の所と爲し、常に[illegible]の間に[illegible]し、以て其身を終れりと云ふ、遺集今猶して寺に存り、詩篇清遠、皆誦す可き也、寺前に五峰[illegible]立して端を拱するが如し、五老峰と曰ふ、絕頂に觀音岩有り、眺望尤に好る、下に石窟有り、廣さ數人を容る可し、澗水其底を遶り匯曲溝を成す、皆勝處也。

「[illegible]野志云、南牧の[illegible]山不動[illegible]、[illegible]和尚[illegible]也、[illegible]、[illegible]山一僧あり、師を延て山居せしむ、其地たる甚嶮にして、不動の像あり、師茲に居ること未幾に、四方[illegible]を遂[illegible]、[illegible]して瞬として叢林となる、貞享年中の事なりと、六社明神、石華表銘に曰く「神武治世、始立鳥居、三才二氣、[illegible]、四海[illegible]、風雨順調、五穀肥腴、[illegible]福慧、寺播法響、弘通宗脈、[illegible]」[illegible]銘に曰[illegible]、南田[illegible]、[illegible]元年、[illegible]山僧高源[illegible]、以山奉師、三年[illegible]、[illegible]年、[illegible]、元[illegible]二年、[illegible]餘[illegible]」云々、諱を道海といふ。

大日向(オホヒナタ) 今大仁田、六車と相合せ、月形村と改む、小澤、[illegible]の西南一里、信州[illegible]路の[illegible]とす、大仁田は大日向の南に偏し、其山峰は即神名山中谷(南甘樂)との交界を成すもの也。

砥澤(トサハ) 今[illegible]、羽[illegible]、[illegible]と相合せ、尾[illegible]村と改む、南牧川の水源なる山驛にして、下仁田より三里、荒船山を西北に[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]砥、[illegible]、[illegible]名跡志云、[illegible]、[illegible]は誤り、和漢三才圖會に、刎刀砥は上野を上とすとあるは、[illegible]、[illegible]上野砥の如し」といへり、依路峠の下なり、古の依路、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、一[illegible]十一下、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、散々として[illegible]、[illegible]る、[illegible]、[illegible]、[illegible]き耳、[illegible]、一洞を得たり、初の如くなれども較小、四周皆岩壁、一も明を通ずる處なく、容光至らず、晝をして夜と作さしむ、燭をあげて之れを照すに、石乳垂下し、植箏の如く、[illegible]の如く、梁柱[illegible]の如く、百[illegible]、色[illegible]黒[illegible]、撃て之を取るに、[illegible]水晶の如[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、即導者の炬を乗りて、下[illegible]に在[illegible]。

熊倉(クマグラ) 今尾澤村の大字とす、砥澤の西二里。北より州界依路(コチ)峠を踰え、信州佐久郡[illegible]、もしくは[illegible]に至るべし、[illegible]此地に[illegible]出で、[illegible]、[illegible]下、[illegible]と稱せらる。

(依路峠)

[illegible]八[illegible]、[illegible]年九月中旬、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、乞ふ、[illegible]云、瀧川一益は[illegible]、[illegible]、五千餘騎を引率して、天正十年四月[illegible]日、[illegible]を打通、餘地峠より熊倉へ出、上州にぞ打越ける。

荒船山(アラフネ) 依路峠の北にあたり、南牧、西牧の界嶺にして、[illegible]上信の交界たり、標高一千四百四十米突、舊火山なり。[illegible]上野志に、[illegible]山は信[illegible]、山[illegible]の如く[illegible]に[illegible]、[illegible]、[illegible]山[illegible]、[illegible]、[illegible]、「西のかたに、一筋たひらかなる岡あり、うへに白雲山、ならびに荒船のみやしろ山あり」と載す、名跡考に、此[illegible]、[illegible]山と記し、信濃地名考には、荒船山に[illegible]、[illegible]の南天に行くに似たりとあげたり。〔名跡志〕〇山吹日記云、荒船山[illegible]、[illegible]、[illegible]ン」とよみたるは、藤原の相見が歌なり、能因歌枕に、荒船の神社は、此[illegible]に[illegible]と記し、[illegible]の北[illegible]にも、白雲山ならびに荒船山、[illegible]い、[illegible]、もしは此國の[illegible]などにも[illegible]て、下ら[illegible]、相見は藤原系圖を考ふるに、越前守に任したる人なり、こ、其折よまれけるにや、贈太政大臣長良公のうま子、弘[illegible]の子にて、[illegible]の人なり、[illegible]、荒船山は[illegible]、[illegible]、山頂に[illegible]の高原あり、長さ[illegible]、[illegible]に南に傾斜し、[illegible]、草[illegible]として[illegible]も[illegible]、其の[illegible]に[illegible]、[illegible]、又荒船山の北にあり、[illegible]と稱し、其の兩側に原野あり、[illegible]の[illegible]をなす

(山[illegible])

小坂(サカ) 今小坂村といふ、下仁田[illegible]北に[illegible]、南牧川[illegible]渓谷に[illegible]し、上中下の三區に分たる。其上小坂は[illegible]北一里、[illegible]、[illegible]の摘布す[illegible]あり。中小坂(ナカヲサカ)に鐵山あり、[illegible]に[illegible]、[illegible]、分量は[illegible]あらずと測[illegible]、[illegible]に鐵[illegible]、鑛床の探驗完からざりし[illegible]め、[illegible]十一月十六日、天晴、[illegible]下仁田[illegible]、[illegible]日[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]

(中小坂)

故大のゝち元宿關趾にて陷る、[illegible]續[illegible]史料云、甲子の十一月十五日、下新田驛半里西の方、小坂峠と中瀬へ、水戸浪人[illegible]止宿に付、高崎藩より人數[illegible]向、其夜合戰、浪士方にて[illegible]川[illegible]致候しにや、小[illegible]松[illegible]守[illegible]の印の與相立居候に付、高崎[illegible]は共に討手の[illegible]人數と心得、矢庭相掛候時、[illegible]謀計にて、[illegible]高崎[illegible]番手[illegible]分の討兵、引[illegible]二番手も同[illegible]北、夜合戰の事故、其[illegible]いたし、[illegible]如く、浪士は[illegible]中より[illegible]、一騎當千、高崎にて四番手迄敗軍の由、[illegible]小[illegible]不[illegible]、其外[illegible]等、過分に[illegible]取られ候由に聞及候

西牧（サイモク） 今西牧村と云ひ、小坂の西北にあたる、即西牧川の溪谷を占め、發地峠、志賀峠、内山峠等の連嶺を以て、信州北佐久郡と相分つ、西牧の驛舍を本宿（ホンジュク）と稱し、下仁田を去る二里半、發地峠を踰え、信州發地まで五里、志賀峠を踰え、志賀まで五里

發地峠、和美峠山は碓氷峠の南に聳峙する崇嶺にして、又直に峰脊逶延す、即[illegible]山の一脉なり

西牧川（サイモクガハ） 蕪川の一支源にして、荒船山の北なる、毛信の分水界に發し、東南下して、下仁田に至る、長五里、南目川と相會し、即蕪川の名あり

妙義山（メウギ） 下仁田驛、小坂村の北、碓氷郡界に聳ゆる峰巒の總名にして、長三里に達す。古名白雲山と云ひ、其北峰に妙義神社あり。今妙義、丘村、大手、行沢、諸戸、菅原等と合併して妙義村と云ふ。此山谷は往時碓氷郡の管内なりし如し、[illegible]と載せしもの、即諸戸に存す、[illegible]。妙義の山峰は奇秀を以て世に聞こゆ、其中[illegible]を金洞と名づけ、最西に在り、金鷄は金洞の東南に在り、小坂村の上方とす、妙義は金洞の東北に在りて、[illegible]當り、一千百六十餘米突に當ると雖、[illegible]す、碓氷郡松井田驛の西南一里

峯の[illegible]境を雜志云、見[illegible]岩より[illegible]る山峰は、[illegible]、其骨[illegible]たる岩[illegible]、[illegible]洞門[illegible]に[illegible]つるが如きを見るべし、是れやがて[illegible]る山の、大抵勝景なる[illegible]聞ゆる所以にして、上野妙義山、出雲の立久惠の如き、皆然らざるはなし

金洞山（キンドウ） 妙義山の中岳にして、南方[illegible]すべし、西牧本宿の北嶺にあたれり。[illegible]白雲山[illegible]、[illegible]中世より起れど、金洞の名はさのみ久[illegible]、[illegible]白雲の名を以て、諸峰を總攝し、金洞[illegible]名を得るに及ばざりし也、澤氏曰ふ、道士長清、[illegible]百年前に在りと、即元祿中の事と爲す、而も南峰の[illegible]、近世の諸遊客、金洞を推して、其第一と[illegible]す

（金鷄山）

[illegible]山記、 具[illegible]

[illegible]

上信日記云、金洞は中[illegible]と稱へける、麓より登り十町許にて、人[illegible]あり、又[illegible]岩どもここら立てり、[illegible]など云ふ、又三十丁はかり登れば、第一の門に至る、見あぐれば凡十餘間、門の[illegible]山なり、山の形にして自ら巖な[illegible]、亦此門をぬけて、[illegible]行きて、岩ども多し、又五六丁[illegible]き、[illegible]現の社にいたりぬ、大黑天の御堂きら／＼[illegible]丁ばかり[illegible]、[illegible]と名[illegible]岩の上をわたて、[illegible]岩のみ[illegible]くりて、鬼の[illegible]すりと云ふ岩のもとにいたる、大岩の二つならびたる間、七八寸もあきたらんと思ふ中を、[illegible]にかけ登り、其岩の上にいでゝ、こゝに立る巖は、大日尊に似たり、さて大日の嶽と云ふ、こゝより鬼面石、大黑石、地藏岩などよく見ゆ、いづれも四五丈許ありぬべし、さて[illegible]尊の[illegible]社に下り來、又案内する人をやとひて、東の嶺にわけ入るに、足の立もとなし、かしらのうへに生かかりたる木の枝をとらへて、つたひ登りつたひ下るに、一足も踏みたがへば、千尋の谷に落入なましと、心もきゆる事いく度と云ふ事なし、第二の門にいたる、[illegible]門にくらぶれば三つが一つの大きなり、近くよりて見さげて、又もとの道へかへる、又たたり二つを越ゆれば、第三の石門に至る、これも同し大さなり、又わけ／＼て四の門に至る、廣き事一の門に倍せり、此わたり實に此世の境とは見えず、我身いつの間に仙人に身をかへけんと思はるゝ、大黑岩、自然の形の誠に人の手をかりて削り作りたらんやうなり、高十餘丈もあるべし、其外鬼の閒、天狗谷、地藏谷、血池谷、など、[illegible]こゝろ[illegible]と思はる、予ひまをぬすみて、近き[illegible]見し事たび／＼なれど、かゝる山の景にいまだ見ず、碓氷坂、堀切坂、クラカリ坂、入相の瀧などはるかに見ゆ、わけ／＼て妙義山に出てぬ、云々。

○竹窓遊記云、凡山に貴ぶ所の者、肉にあらずして骨に在り、肉豐なれば則山ﾄなりと雖、凡山たるを免れず、[illegible]多[illegible]、[illegible]下に冠たる所以なり、今磯澤より下仁田を經、東北渓に循ふ、樸樕弄々として人を沒し、天狗に登んとす、金[illegible]を賬し、夢魂も亦冷やかなり、次日寺後より級を蹈り、[illegible]筆す、[illegible]し、之を遠れば[illegible]なく、[illegible]石に騎[illegible]と曰ひ、[illegible]し、天[illegible]露現し、[illegible]す、[illegible]兵士環向して、命を聽くが如き也、兩峰の觀既に畢る、[illegible]門と爲す、門内より過ぐ、亂崖攢簇、小祠あり、既にし[illegible]接之お爲めに吸あらず、自ら飛翔の鳥、奔逸の獸となり、[illegible]

石と連、昔[illegible]

妙義神社　[illegible]

[illegible]號と云へるを以て、[illegible]の開創とも爲すものあり。

（白雲山）

[illegible]妙喜大權現は白雲山と云ふ、別當石塔寺、在昔は新田長[illegible]より、長清を當寺の中興とす、長清の頃は當山の下の坊[illegible]法性房の靈なりと云へり、亦飯綱なりとも云ふ、法性房

（[illegible]）

[illegible]は、法性房尊意を祀るとも、又花山院の内大臣光秀公と申せし人、世の亂に都の内も彷うし、此わたりにさすらひ玉ひて、あからさまなる、草の庵に住てうせ玉ひしを、此山に社を立て、妙喜の神と祀りしともいへど、光秀公の名、公卿補任に見えず、吉野の方の御人かと思へ[illegible]閑談に「白雲山は妙義法師を祀る、故に妙義山と云ふ、[illegible]見えず、[illegible]て「いかに南朝につかへ給ひし人なればとて、右大將[illegible]な」といへり。

波己曾神社　[illegible]

（[illegible]戸）

[illegible]六位上波己曾神とあり、上野國神名帳、碓氷郡の内に從[illegible]てやありけむ、今は額に正一位硫湖熱大明神と見ゆ、い[illegible]み玉へるに、いかで延喜の御名式にはもれ玉ひけむ、古[illegible]

[illegible]

碓氷郡

碓氷郡

[illegible] 系を有す。今面積二十一方里、人口六萬、[illegible] 倉田村を本郡の下に置く) [illegible] 峠及び川の條に參考すべし。

—◆ˇ◆—

碓氷峠

[illegible] 險夷より上り、西より下る、[illegible]

(平之熊)

[illegible]

[illegible] アプト式鐵道を敷設せしかば、(七哩) 東京直江津間、[illegible] り。

[illegible] 坂」と云ひ、記には「悉く荒ぶる蝦夷等をことむけ、亦山河の荒ぶる神等を和して、還り上ります時に、足柄の

(山比須宇)

[illegible] 三歎(ミタビナゲカシ) [illegible] せず。足柄坂と雖、內服修禊して、走水海を得るには [illegible] 採らしつ、〔萬葉上野國歌〕

〔冠辭考云、萬葉にひなくもり宇須比のさかとよめり、こ [illegible] にて、夫をさしたるなれど、是夫を信濃の國人へかけ [illegible]

（碓氷峠）

守之、北條五代記、関八州古戦録、武田三代記等に、天文十五年十月、碓氷峠合戦、上杉方よりて、倉賀野大将分に、二百余騎、甲州より板垣信形を先にて、七千余騎[illegible]を越ゆるを押[illegible]し、十八万余騎[illegible]守、白倉兵衛太郎、[illegible]、六月、信玄は上杉の[illegible]につけ、峠を越て又一戦、上杉方敗北す、云々、又[illegible]記に、信濃国[illegible]の浪人、[illegible]、[illegible]一子を[illegible]し、父も[illegible]し、[illegible]、碓氷貞光郎貞通と云ひ、[illegible]、後頼光に[illegible]貞光と改むと、上野[illegible]に、貞光は上野国[illegible]より出し人なりと云ふ、武家系図に、貞光は椅氏の末葉、碓氷峠の住人、碓氷太郎[illegible]と云ふ、然も今昔物語によるに、貞通は[illegible]太郎平貞[illegible]にて、碓氷峠太郎橘貞道といへるはなし、名跡志

信玄[illegible]書立、一ヶ所西山之郷、一ヶ所千賀之郷、一ヶ所中込之郷、但此内広高正之所、自最前使申者に遣之、借地[illegible]以て可遣之、一ヶ所[illegible]、一ヶ所北[illegible]、一ヶ所[illegible]以上、

右之地、碓氷峠之外、此[illegible]、[illegible]、遂[illegible]、[illegible]、日[illegible]、[illegible]、可有[illegible]、先[illegible]、[illegible]、可有[illegible]候、仍[illegible]、[illegible]、六月廿二日　北條陸奥守氏照（花押）　藤田安房守氏邦（花押）

倍野[illegible]九郎殿（箕輪武蔵風土記）

（笛吹峠）

笛吹と書てウスヒとよむこと、太平記にも見え、守吹とかけるは、[illegible]を累ねたるならん、信濃へ出したる笛吹峠を[illegible]し、[illegible]にも「上杉景勝は笛吹い峠を越え、[illegible]の[illegible]に押寄」など書せり

碓氷神社

碓氷[illegible]、[illegible]町に在り、俗に権現と云ひ、熊野神を勧請すと[illegible]も、[illegible]を得しに非ず、[illegible]物語に「碓氷峠に打上て、矢立の明神には矢を[illegible]」云々

とある者と、同[illegible]如何

上信日記云、[illegible]

[illegible]也」と[illegible]「名跡志」[illegible]

其上に有、[illegible]立て給ふ、[illegible]一の[illegible]所を[illegible]て、二三の[illegible]、往昔日本武尊の東征し給ひて、[illegible]の嶺に登り、[illegible]の方を望て、吾嬬者耶と歎き給ひしは、此嶺なりと、此坂上は[illegible]国一[illegible]下に見え、青山断て雲の[illegible]し、[illegible]より上杉景勝の[illegible]切、借り道、峯場など過て、山中[illegible]あり、長坂を登り二王堂あり、それより[illegible]の茶屋に至る、椚子を賣故に、椚子町といふ、昔[illegible]の[illegible]なり、[illegible]三社権現立給ふ、道の右に石欄あり、上信の国堺なり、此よりすこし下るなひじり坂といひ、小川あり、[illegible]上州[illegible]と戦ひし所と、すこし[illegible]沢[illegible]入る

劉山入[illegible]紀行云、信濃と上毛の界なりといふは一夫、[illegible]坂をこえて、[illegible]沢といふ所にいたる、[illegible]丸き山あり子持山といふ、姥がふところ、[illegible]などいふ所をすぐ、このあたりより、[illegible]あなたなるめやるに、日本武尊のむかし思ひ出らる、山中坂を下りて立場あり、賑はしき茶屋なり、[illegible]て、右のかたにいとけはしき岩山なら[illegible]、[illegible]の山といふ、[illegible]に[illegible]あり、[illegible]の[illegible]なり、八人山伏といふ岩、又[illegible]岩といふあり、その後は[illegible]の山なりといふ、これまで岩山なみ[illegible]、[illegible]き岩の色黒きが、[illegible]たてるをみず、[illegible]にかける山のごとし、入道が[illegible]、くりから[illegible]にいたる、これより左の方なみれて、[illegible]岩あり、[illegible]岩といふ、その向ふに榛名山あり、赤城の山と[illegible]て[illegible]むかひ、[illegible]しといふ[illegible]り、[illegible]ともに[illegible]して、たゞ一[illegible]の[illegible]く、なお[illegible]小田原[illegible]たまひし時、[illegible]いふべし、[illegible]ともいへる[illegible]坂を下り、[illegible]の中尾[illegible]の紅[illegible]、[illegible]の界なり、[illegible]は日を[illegible]、[illegible]の山ともいふべし、[illegible]中院[illegible]、其紅葉を賞し[illegible]、[illegible]年紅葉の[illegible]に、人を[illegible]、[illegible]長[illegible]に[illegible]、[illegible]の人々へ送り給ひ、[illegible]なく、名[illegible]となる[illegible]、[illegible]ける[illegible]山の名は[illegible]といへ[illegible]、色こき[illegible]のも[illegible]

坂本郷（サカモト）

碓氷[illegible]、今坂本町、[illegible]なる村里なり、[illegible]野[illegible]より此に注し、嶺を越して長倉驛（信濃）に至れるを知る

坂本は上毛[illegible]の[illegible]の家[illegible]にも呼べり、[illegible]、上毛野坂本[illegible]、[illegible]入[illegible]十世孫、[illegible]公之後[illegible]、宝亀五年紀、右上[illegible]男[illegible]等、四十七人言、[illegible]、以去宝亀元年、[illegible]上毛野坂本君、[illegible]右上[illegible]君、[illegible]景雲七年紀、碓氷郡人、上毛野坂本公黒益、[illegible]、今の坂本町は坂本宿、原村、[illegible]、入山村、北野牧等を合併したる者とす、宿は即古驛の址にして、鐵道開通の以前には、上下の人馬

(入山)　(射抜山)

停留の地なりしも、近年全く荒涼の山村に變せり。○横川驛の西一里入山(イリヤマ)とは坂本宿の南にして、妙義山の西にあたり、溪山の奇勝、[illegible]すべきも、[illegible]妙義の近く之を[illegible]するあれば、人に顧みられず、又坂本の西北に[illegible]谷あり、近年其溪中に鑛泉([illegible])を得、浴場客亭の設を爲しが、久しからずして廢したり。

木曾路圖會云、碓井嶺より東、下[illegible]

此宿より松井田まで二里半、其道の側に百合若大臣の足跡石あり、又射抜岩(イヌケ)とて、[illegible]に岩穴見ゆる也、[illegible]氏(益軒)の日く、百合若大臣と云ふ[illegible]日本武尊を[illegible]てかくい[illegible]、百合若の故跡あり、世の傳へには、[illegible]臣公光の子、百合若大臣、九州の總司として、下向[illegible]云々○[岐蘇路記] ○蜀山人壬戌紀行云、坂本驛を出て[illegible]人家あり、原村といひ、[illegible]を下り、[illegible]たりて、横川の關あり、村を過て左に社ふたつあり、山の岨を左にし、川を右にし行くに、川のむかひに黑き岩山、二つばかり峙てり、坂を下りて左の岨に足の跡の形して、くぼく[illegible]る石あり、[illegible]に百合若大臣の足跡石といふ、右のさかしき岩山に穴ふたつあり、西なるは大に、東は小さし、これは射ぬき山とて、百合若の射ぬきし跡なりと、[illegible]し、もろこしの明月峽のたぐひなるべし。○天和年中撰江戸雜記[illegible]云、大多[illegible]のよし傳ふ、四つ谷新町の先、[illegible]國八代郡の内に、百合[illegible]百合若は賤き者なり、大臣と云は大人[illegible]云、大人にて大力ありて、强弓を引きよく礫を打つ、今大太[illegible]と云は百合若[illegible]りとぞ、一とせ大風にて右の塚の上の大木たふれて崩れたる中に、石のからうと有り、内を見るに常の人の首四つ五つ合せたる程の首有り、不思議なりと見る内に、[illegible]百合若島[illegible]ありて、見と[illegible]矢の跡とてあり、此外にも大太ぼつらが足跡、力業の跡[illegible]

横川(ヨコカハ)

[illegible]て中世の田制名目に出づる者のごとし。[illegible]、女切手、鐵砲の御改あり。○按、横川[illegible]

[illegible]址

[illegible]

碓氷川(ウスヒ)

(笛吹川)

[illegible]

石馬鄕(イヘマ)

和名抄、碓氷郡石馬鄕。○訓みてイヘマと云ふなるべし、其地今考へねど、松井田驛、及[illegible]其北なる山中にあたる、即坂本鄕の東、跑馬鄕の西にして、碓氷川の北とす。

松井田(マツ)

今[illegible]村を合せ、松井田町と云ふ、人口三千[illegible]百、[illegible]道は市街の南を過ぐ、中山道驛次、安中と坂本の間とす、[illegible]記中先代緣起の條に、安中、[illegible]枝の驛名見ゆ。

(松枝)

名跡志云、松井田又松枝(マツヱダ)と書し、一驛也、宇治物語に「養[illegible]、上野國松井田と云ふ所に一宿して、家主の男を見るに、[illegible]の者と見[illegible]、主從の約をなす、伊勢の國のも[illegible]なり、伊勢三郎義盛と名のる」云々、[illegible]物語に「賴[illegible]、其夜は松井田に宿り[illegible]ふ」又「上野國松井田三百丁、愛甲三郎に給ふ」など載せたり、前上野志に、松井田に[illegible]の跡あり、文和二年、小野篁之を建てたりと傳ふ、其小野氏の[illegible]といふ事うたがはし、延喜主税式は上野國[illegible]一萬束と[illegible]、此地に[illegible]ありしも知るべからず。

不動寺(フドウ)

松井田に在り、近世寺領九十石、地方の一靈場たり、[illegible]あり、[illegible]和尚之を[illegible]に開きし[illegible]一代にして退轉し、[illegible]六代[illegible]の門弟[illegible]、此地に一刹を建立し、[illegible]を中興す、爾後最乘寺の門末たり、[illegible]の關系を正されたり

新堀(ニヒボリ)

今松井田町の管内なれど、西に離れたり、松井田城[illegible]名跡志云、武田[illegible]、松井田[illegible]、嫡子左近の[illegible]せず[illegible]、[illegible]六年二月廿六日、武田信玄[illegible]攻むるに、[illegible]打出る事三度、終に不叶降人と成る、云々、松井田城は新堀にあり、武田沒落後、[illegible]十年[illegible]、小田原持となりて、大道寺駿

河守政繁居之、同十八年五月四日、落城、々主切腹、息男四郎降参、此時城破却せらる。甲陽軍鑑云、永禄六年、信枝の安中越前、押詰られ降参すと雖、早く侘びざる故に成敗、其代には小宮山昌後を指置くと、管窺武鑑云、天正十年、信長公より上野を瀧川一益に被下、其後六月一益は上洛前に、小田原へ當り、一軍仕損じと、其後国へ打出、信枝の城には人質を預け、同苗の次郎を差置る。

増田（マスダ）

上下の二村ありて、今上増田は土塩（ヒジホ）、新井と相合せ、細野（ホソノ）村と改め、下増田は國衙、高梨、小日向と相合せ、九十九（ツクモ）村と改む、松井田の北なる山中に一擲して、其流は後閑川と為り、安中驛に至り、碓氷川に合す。

新井（アラヰ）

今細野村と改む、本國帳、碓氷郡従四位上西屋国神と云ふは、此に在るかと疑はるるも、西屋はニヒヤとよむべきがごとし。

國衙（コクガ）

今九十九（ツクモ）村と改む、松井田の北半里、中世の國衙領の公田（クデン）の、留保せられし地にて、即國衙の名を負へるならん。一書に「古郡、國、鎮調々衛、國衙即郡衙也」とあるは従ひ難し、名蹟志に東鑑「此國衙入部、可爲別納」云々、太平記「國衙庄園も本府の知行ならず」など引けるに参考すべし。

飽馬郷（アイマ）

和名抄、碓氷郡飽馬郷、訓安支末（○今後閑村、秋間村なるべし、石馬郷の東にして、野後郷の北なり、上野三[illegible]考に、飽馬は赤馬の謂かといへり、本國帳、碓氷郡従三位飽馬明神は秋間村にある歟。地理志料云、飽馬赤馬也、石馬男馬也、本朝古有官牧、年貢馬五十匹、見左馬寮式、故地名取馬者多、牛馬部、引唐韵、騂馬赤色也、漢語抄云、赤騂毛馬也、雜略記、赤駒、訓阿加乎萬、赤駒見萬葉集。

後閑（ゴカン）

今後閑村と云ふ、増田と秋間の間に介し、[illegible]の北一里半。後閑とは蓋空閑の義にして、古史に多く見ゆ、空閑地の開墾せられしに名づく、[illegible]に此[illegible]あり、或は古賀、古閑にも作る、名蹟志云、[illegible]は北條四郎政村の末流にて、[illegible]、信[illegible]に仕へ、[illegible]す、其後[illegible]、同十二年、其子信久と共に、[illegible]し、武を後閑と更む、[illegible]と称ふ、[illegible]今川合戦に討死し、[illegible]信濃の山中に潜居に、武田の為に迫られ降伏の[illegible]、後閑の地を給はり領し候事故、新田と称するも口なしと、後閑と稱し、武田又北條に属し、後閑入す[illegible]、新田系圖、見玉氏に後閑三郎政行と云ふ人見ゆ、信か定めがたし、甲陽軍鑑に、西上野衆ごかん長[illegible]、合六十騎、また後閑宗[illegible]と云ふ人あり、續太平記、武田三代記に、後閑を吾甘（ブカン）に作る。

（吾甘）

後閑川（ゴカンガハ）

増田、上塩の諸山澤より發し、秋間川をも容れて、安中驛と板鼻驛の間に至り、碓氷川へ入る、長六里

秋間（アキマ）

今秋間村と云ふ、後閑の北にして、一山谷を占め、其嶺背を與見村、鳥淵村とす。秋間[illegible]性寺は、延徳の僧[illegible]田四十石を[illegible]、安中越前[illegible]の建立と[illegible]けり。名蹟志云、秋間又飽間に作り、即飽馬郷の地なり、其[illegible]軍記に、武田信玄、箕輪を攻むる、信枝より碓波を渡り之を、手勢二百人にて秋間山をこえ、烏川をわたりて、鷹[illegible]長常隣を[illegible]攻め、云々、[illegible]の飽馬太郎も、[illegible]色人か、江戸名所圖會に、吉良治部大輔治家は、上野國飽間の地にありしに、足利尊氏より世田谷[illegible]を賜りて移ると云ふ、武州入間郡久米村將軍塚の、元弘三年の碑に、飽間齋藤三郎、同孫七、飽間孫三郎など見ゆ、新田義貞に従ひ、討死せしなれば、上野の人なり、此秋間にあらぬか、今後、飽間氏の碑に多摩郡野口に見ゆ。

（飽間）

野後郷（ノジリ）

和名抄、碓氷郡[illegible]、今[illegible]、安中[illegible]、[illegible]

中越前守忠正の嫡子忠成は、野尻居城の箕田圖書を退けて、[illegible]より引移り、[illegible]安中と[illegible]、和名抄[illegible]「[illegible]」[illegible]か後の間なる、かの原市、郷原の郷名を[illegible]、[illegible]なる意ならん。甲鑑、三日尻（ミカジリ）合戦と云ふも、今の原市と[illegible]せらるれば、古名三日尻野にて、[illegible]の丘に[illegible]る名也。

（野尻）

弘治[illegible]年、信玄上州へ[illegible]向、三日尻にて北条氏康、西上州の侍十萬集り、[illegible]の人数にて、長野信濃守大将になり、やさしくも信玄に楯をつき奉る。

名蹟志云、武田三代記に、弘治三年、信玄[illegible]に打越て、上州に亂入ある、之を見、北條氏康、西上野の諸将相集、二萬餘人、長野信濃守を[illegible]に、[illegible]に陣を取り、四月九日、甲軍[illegible]に押寄る、[illegible]長野[illegible]より勇猛の將なれば、小幡、[illegible]以下、陣を[illegible]に進れ、甲州勢を引[illegible]て、[illegible]、云々、鎌倉九代記には、永禄元年[illegible]、關東古戦録に、小田原と内[illegible]ありて、武田西上州[illegible]に亂入、云々、[illegible]、[illegible]に[illegible]れて箕輪に引入ると云ふ、かく名高き合戦なれど、[illegible]の地[illegible]、碓氷郡の内ならん、名蹟考に、安中より[illegible]なれば、[illegible]東を[illegible]て、箕輪[illegible]野[illegible]の地名あれば其遺[illegible]、安中より[illegible]山へ行く道に、しか呼ぶ處ありとも聞けり、云々、[illegible]上野志には、三日尻は眞光寺原ならん（横野）といへり。

（三日尻）

原市（ハライチ） 今原市町と云ひ、郷原、峯、簗瀬をも管内とす。松井田、安中の間なる村里にして、磯部驛と碓氷川を隔てて相望む。

上毛道中　市[illegible]

混[illegible]夜[illegible]雨[illegible]、斗折[illegible]水流、[illegible]布[illegible]、

[illegible]花[illegible]漫[illegible]田[illegible]、

安中（アンナカ） 今安中町八日七千、碓氷川の北岸とす、中宿（ナカジク）[illegible]岸に皆り、鐵道停車場即中宿に在り、磯部へ四[illegible]、高崎へ六哩半、驛路は板鼻、中宿、安中と通ずるを以て、碓氷川を再度[illegible]ざるべからず、

名蹟志云、安中宿は中山道の一驛なり、早く太平記に見えたり、曰く、建武二年、大多和[illegible]入道、河[illegible]を追拂、上州安中、松枝を指して行けるが、相模[illegible]行は、其安中と云ふ所に、川を前にあてゝ陣取たり、云々、關東古戰錄に、安中左近大夫[illegible]は、上杉方にて皆戰したるが、寡を以て衆に敵し難く、入替るべき士卒なければ、力及ばず降を乞ふ、武田信玄其忠[illegible]なりとて、本領始の如く被下、安中城に差置る云々。〇安中の西、八雲社内に石川社あり、文政四年、里民時の道中奉行石川忠房の德に感じ、其生靈を祭れるところなり、忠房[illegible]獄を司る、聽斷公明、寃枉の[illegible]を聽かず、道中奉行となるに及び、[illegible]の弊習を除き、[illegible]、里民皆その善政に服しゝといふ。〔小學上野志〕

安中城址（アンナカ） 安中町の北に在り、近世は井伊右近大夫直勝（直孝の舍兄）元和元年、別封三萬石を[illegible]、江[illegible]より移る、正保二年、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、堀田氏[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、諸十五年[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]の[illegible]、[illegible]安中城を[illegible]、[illegible]、[illegible]に至れり。

今度於上州安中城、佃之事、高名之至也、[illegible]忠[illegible]へ、子孫可申傳也、

弘治三年十一月十六日　[illegible]

[illegible]八郎[illegible]〔[illegible]〕　[illegible]氏（花押）

[illegible]志云、上野[illegible]安中[illegible]、[illegible]大[illegible]に、[illegible]の[illegible]見[illegible]、後上野志に、安中氏は[illegible]茂の裔、上州[illegible]、[illegible]に[illegible]、[illegible]六年二月[illegible]、[illegible]に[illegible]、[illegible]、[illegible]又織田の[illegible]に[illegible]、[illegible]代し、[illegible]十八年に[illegible]ふ[illegible]に、四十[illegible]、安中[illegible]十[illegible]、[illegible]近騎、と役せたれば、一名家とす、又上州安中左近は、甘利が聟なり、父越前と替り、早々降參城を差上候に付[illegible]下、云々[illegible]十八[illegible]、[illegible]、安中、和田[illegible]に見ゆ、上野[illegible]には、[illegible]安中[illegible]の名を[illegible]とし、左近の名を[illegible]とし、忠[illegible]は小屋村に切腹と云ふ、小屋は今安中町の大字とす。

磯部郷（イソベ） 和名抄、[illegible]、[illegible]。[illegible]今磯部[illegible]村及[illegible]野村、[illegible]村にあたり、甘樂郡[illegible]山[illegible]、[illegible]にして、甘樂郡界に至る。

[illegible]云、[illegible]に[illegible]、[illegible]に[illegible]人石上部君諸弟とあるは、上磯部の人なりしにや。〇地理志料云、[illegible]

人見（ヒトミ） [illegible]

磯部の西一里。

人見泉より[illegible]、[illegible]、甘樂、片岡の郡界に[illegible]れる山野[illegible]と[illegible]、[illegible]里（名蹟志云、[illegible]て八[illegible]抄に見え、[illegible]の名所と注せらる、[illegible]に、[illegible]と、[illegible]せらるれど、中古より[illegible]にも名寄とし[illegible]、後上野志に、[illegible]、一名人見[illegible]、[illegible]のふもとなり、行[illegible]には[illegible]の[illegible]を[illegible]と[illegible]し、[illegible]の横野と稱ふ、[illegible]と別地也。

行田（オクナダ） 今横野村の大字とす、行にオクナの訓あるは、怪むべし、他に比例を見ず[illegible]に、寶治元年[illegible]倉[illegible]下の今[illegible]、上野國行山[illegible]を[illegible]進せらるることを[illegible]、行山の名、後世聞こえず、もしくは行田の訛か。

磯部（イソベ） 今磯部村と云ひ、鐵道之を[illegible]し、松井田、安中間の新驛とす、[illegible]浴場の開設ありしより、近年は一名邑と爲れり。（礦泉は炭酸性溫六十二度熱を加へて浸浴す）

[illegible]、建仁元年なり、佐々木[illegible]磯部[illegible]に[illegible]りしに、[illegible]の[illegible]を[illegible]せしより、[illegible]進[illegible]の事を[illegible]す、當時[illegible]其邑也、[illegible]名蹟志云、[illegible]、[illegible]に、佐々木盛綱の子に磯[illegible]、其子磯部[illegible]太郎[illegible]、同太郎景秀など見ゆ、[illegible]と云ふ、上野名蹟考に曰く、[illegible]集

羇旅未滿國、石部里、よみ人しらずして一首、

山路よりいそべの里にけふはきてうらめづらしきたび

[illegible]、

[illegible]、[illegible]にて、上野[illegible]とも[illegible]、[illegible]に[illegible]、[illegible]に[illegible]ふべ[illegible]、[illegible]より鳴海の浦近く出て給ひて、此歌をよみ給ふとあり、不審。〇上磯部村は、其の昔仙石[illegible]の[illegible]、[illegible]に雨水

の澤に依りて、耕耘をなすことを得るのみ、久後之を憂ひ、寛文年間官に請ひて其の允許を受け、[illegible]、其[illegible]川を引きて溝を通じ、十[illegible]、同[illegible]東流して、鹿[illegible]に及り、永く當年艱阻の患ひを免れしめ[illegible]は、[illegible]公の賜なりと、[illegible]其の[illegible]石に勒しゝと云ふ。〔小學上野志〕○今磯部の松岸寺に、盛綱の墓と云ふものを置き、又城山をも佐々木氏の故墟と[illegible]、[illegible]知れず。此邊に古墓穴[illegible]、一書に「松岸寺、古石塔、[illegible]見正[illegible]六年四月八日[illegible]」とあれど、之を以て盛綱の墓石と爲し難し。

鷺宮（サギノミヤ） 今岡（マヲカ）田、中野谷と相合せ、東[illegible]村と云ふ、磯部の南東にして、甘樂郡小野村と相隣る。

石井郷（イハヰ）

和名抄、碓氷郡石井郷、訓伊波井。○今磯部の東に岩井あり、近年大谷、野殿と相併せ、岩野谷村と改む、即其地なり、碓氷川の南にして、西片岡郡（今群馬郡）車（クルマ）[illegible]村と相望む。

（岩井）（中宿）岩井に接し中宿あり、今安中町の管内なれど、地形より推せば石井郷の域内なるべし、安中、板鼻の中なれば、中宿の名あることゝし、蓮華寺あり、岩井の東、鼻高山に註[illegible]あり。

鼻高（ハナダカ）（鼻高・達磨寺） 鼻高今八幡村の管内とす、[illegible]宗教風俗志云、[illegible]方より武藏にかけて、達磨大師は異樣の崇[illegible]、[illegible]家に信ぜられぬ、そは目無達磨とて、白眼の達磨の張子にて作りたるを購ひ（原注云、達磨寺の如きは、達磨市とて群集す）來りて、これを供養し、さて其年の養蠶出來上りしとき、其結果良しければ、これに眼睛を點じて川に[illegible]、[illegible]不良[illegible]、[illegible]とぞ。

高渠郷（タカムツ）

和名抄、片岡郡高渠郷、訓太加無豆。○今碓氷郡に入り、[illegible]なるべし、[illegible]山あり、[illegible]高渠の訛とす、[illegible]八國[illegible]學者に、[illegible]

郡の高[illegible]に[illegible]、[illegible]のよし。

霞巣山（カスミス） 板鼻町の西、碓氷川の懸崖の上なる石巖を云ふ、古[illegible]とす、[illegible]川は[illegible]、[illegible]、[illegible]

[illegible]、安中[illegible]て又此川を渡る、此にては安中川とも云ふ、霞巣山の岸[illegible]にて、[illegible]、[illegible]の[illegible]田な[illegible]八十[illegible]、[illegible]（[illegible]考）と載せたり、又[illegible]の間に[illegible]を[illegible]もあり、[illegible]は[illegible]、[illegible]田の[illegible]名[illegible]地なり。金石私[illegible]、霞巣山の六[illegible]の石[illegible]九年、又[illegible]、[illegible]とあり

板鼻（イタハナ）

今板鼻町といふ、人口二千五百、碓氷川の北岸にして、中宿[illegible]安中[illegible]停車場と相望む、高崎の西二里、安中へ一里。

名蹟志云、[illegible]物語に「[illegible]の狩にと、板鼻宿より宇都の宮へ入らせおはします」云[illegible]、[illegible]上[illegible]國[illegible]と云ふ[illegible]なる[illegible]宿[illegible]と[illegible]、しかし[illegible]、[illegible]勢三郎が宿なり、盜人をなして世を渡るなり」云々、後[illegible]、[illegible]、[illegible]上州の下仁田を越て、松井田、安中の間に着陣して、近[illegible]白井の人數を召連れ、鷹野に待請て、一戰に及ぶ云々。[illegible]と云ふ、

[illegible]武[illegible]には[illegible]六年上杉[illegible]により、[illegible]北條三郎）取合に[illegible]、[illegible]に[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]造、年代[illegible]

若田郷（ワカタ）

和名抄、片岡郡若田郷、訓和加多、今[illegible]郡に[illegible]、八幡村、[illegible]村にあたる。高[illegible]東に[illegible]、碓氷川と[illegible]、[illegible]と云ふ、故に若田原又川間原の名あり、八幡村に大字若田存す

寶輪下[illegible]記云、永[illegible]上部[illegible]、みのわの城へ[illegible]入[illegible]にて青柳金王宗高は、[illegible]白[illegible]人引率、白岩山にて、防ぎしが、終に打負、[illegible]松井田へ引くなり、青柳もみのわへ歸る、兩軍若田の原にて[illegible]、[illegible]決しけ[illegible]。

八幡（ヤハタ）

今八幡村と云ひ、若田、[illegible]、[illegible]、[illegible]の大字あり、[illegible]八幡宮あり、[illegible]百石、一里の名[illegible]たり、創建[illegible]、[illegible]元年[illegible]ともいふ、[illegible]は今[illegible]なり。

[illegible]

上[illegible]八幡[illegible]村内、[illegible]分内[illegible]分[illegible]、武[illegible]小[illegible]内田[illegible]、[illegible]

[illegible]、

[illegible]

名蹟志云、上信日記に、大字[illegible]八幡宮、最[illegible]し、二[illegible]門、[illegible]、[illegible]、[illegible]九年の[illegible]、八幡太郎[illegible]いこひ給[illegible]、[illegible]、[illegible]に、八旗とて、八幡宮のいづれの國にも、かならず一社づゝましますことは、なさき物に見あたらねど、頼朝天下總追捕使となり給ひ、諸國に守護を置かれし[illegible]、[illegible]に[illegible]られしなるべしと

云ふ、集古十種に、上野國八幡山碑、高四尺四寸餘、幅一尺九寸餘、彌陀立像、脇立二躰、文字は[illegible]「三年辛[illegible]」以下、人名數多鐫れり、八幡山と云ふは、何地にや、もしくは此寺歟。

豐岡（トヨヲカ）

今豐岡村と云ふ、八幡村の東なり、碓氷川、烏川は豐岡の南北を流れ、東にて相會ふ、對岸は即高崎市街なり。

名跡志云、義經記を按ふるに、[illegible]盗賊の交名に、上野國の[illegible]八[illegible]、[illegible]上野志に、[illegible]、武家系圖、鎌倉武鑑等には里見か類とい[illegible]、[illegible]雜記に「犬が松と云る所を過ぎ侍るとて、

名のみして宮木にもるゝ犬が松ひく人なしに年やへぬらむ、

この所より、信濃の淺間の[illegible]近々と見え侍るを、聞きしにも過ぎて、其風情等の侍りき、

今はよに[illegible]のなるあさまの[illegible]は名のみ立ちけり、

上野名跡考に、犬が松は[illegible]にて、[illegible]なりと云ふ、國分より烏川をわたりてとあれば、げにも此あたりなるべし、今は松枯れしか定かならず、[illegible]道行書抄、[illegible]の條に、道より右に[illegible]見ゆと云へり。

多胡郷（タゴ）

和名抄、片岡郡多胡郷。（今碓氷郡に入る、）里見村にやと想はる、八幡村の西北にして、烏川の北岸に縁れり。塚本氏は以て[illegible]村に擬し、村岡氏は石原村に擬したれど、證據あるにあらず、諸郷の位置より推して、里見村に係くるといふのみ。

里見（サトミ）

今里見村と云ふ、板鼻の北一里半、烏川の岸側に縁り、榛名、權田の山谷の口にあたり、對岸は群馬郡室田村なり、源氏の名族、里見家の家名の發せる地とす。

名跡志云、吾妻鏡に里見太郎義俊、同冠者義成の名を載せたり、中にも「文暦元年十一月廿八日、前伊賀守從五位下、源朝臣義成卒、七十八、號里見、是幕下將軍寵士也、親疎莫不惜之」云々、六家系圖、鎌倉武鑑等に、義俊は新田義重三男とあり、北條五代記に、里見は上野國里見の住人なり、義俊より義豐迄九代、上野に住す、義實より房州に移住すと、關東古戰錄に、安房國里見は伊賀守義成の九代なり、結城落城の何、自害して失たり、[illegible]、本居を離散し、房州に落行、[illegible]、[illegible]家云、[illegible]里見[illegible]門佐[illegible]、其弟に[illegible]兵衛と申、[illegible]を牢人致候、[illegible]田舎人助なたより、越後へ[illegible]候、[illegible]田におはせ候、天正十八年、權現樣へ（宗康）關東御拜領の時、里見不慮の事、[illegible]、[illegible]中上る、[illegible]、高崎[illegible]有て後、里見殿を御預なされ、[illegible]上里見、中里見、下里見を被下候、其家今に[illegible]、慶長五年、[illegible]上彩家よ[illegible]引籠、西上寺里見へ[illegible]、[illegible]、下里見に[illegible]て隱居、[illegible]、[illegible]山へ[illegible]、[illegible]云々。

俘囚郷

和名抄、碓氷郡俘囚郷、[illegible]、今の[illegible]、里見村の西北、烏[illegible]の上流に烏[illegible]、倉[illegible]村あり、山谷の間に[illegible]、以て俘囚の古居の適ふごとし、[illegible]、增田、[illegible]の北にして、群馬郡榛名山の西なり。

地理志料云、俘囚、訓闕、[illegible]、今訂、高山寺本[illegible]、[illegible]三郡、及周防吉敷郡、又有俘囚郷、播磨有夷俘郷、[illegible]、俘人[illegible]、類聚名義抄、俘囚訓有之由、伊呂波字類抄、訓有之由、又左北濱、周防俘囚郷、今[illegible]、[illegible]、蓋俘囚郷也、播磨、本郷亦以居寺之郷、[illegible]俘囚所置也、[illegible]、因數曰俘、谷川氏曰俘囚字、見唐儀衞志、三代實錄標注、俘囚本是王民、而爲夷所略、遂爲陂隷、故云俘囚、又夷俘、其屬在陸奧出羽、後分居諸國、見續類聚國史風俗部、倭名抄、諸國郷名、有俘囚、蓋此義、主税寮式、上野國俘囚料稻一萬束、此其夷種所居也、又云、按俘囚、夷俘、俘虜、俘狄、名異實同、景行紀云「日本武尊俘獲蝦夷、獻之神宮、[illegible]、晝夜喧譁、出入無禮、詔放畿外諸國、」其後俘囚事、書史者不可勝紀、蓋不過令其慢野俗染華風矣、其既向化、除囚名、授位階、以勸奬之、弘仁中敕曰「損稼之年、[illegible]民俘囚、[illegible]被其災、[illegible]賑給之日、不及俘囚、飢寒之苦、彼此應同、救急之恩、華夷何限、自今以後、宜準平民、[illegible]給、」又曰「歸降夷俘、前後有數、仍量便宜安置、官司百姓不稱夷姓名、而常號夷俘、既馴皇化、深以爲恥、宜早告知、莫號夷俘、自今以後隨官位稱之、若無官位、即稱姓名、」是其一證也、據主税寮式、配置之二十五國、爲出擧稻百七萬五千五百七束、以給之、請曰俘囚料、[illegible]積善[illegible]、可以知、而本書僅於本郷及播磨、周防、載俘囚郷四所、夷俘郷二所、豈以同名省之耶、如上野[illegible]村、下總取香郡、江弁須[illegible]、貳其遺也、予別有俘囚考、宜參覽。○按、元王民にして、夷に略取せられて賤隷と爲る者を、俘囚とするよし、亦[illegible]史中に見ゆる說なれど、信じ難し、但夷俘、俘囚相別つべからず。

川浦（カハウラ）

今岩永、水沼と相合せ、烏淵村と云ふ、烏川の水源、右岸の山谷にあたり、五方里許の廣さあり、安中の西北七里、烏石、烏淵（カラスブチ）と云ふは、山中の黑岩、深潭に名つけし者にして、烏川の稱も之に因る。

鼻曲山（ハナマガリ）

（[illegible]烏）川浦の西四里、信州佐久郡、及び吾妻郡へ渉り、三郡の境界を爲す、標高一千六百餘米突、[illegible]嶺は[illegible]の連嶺に接し、西は淺間の諸峯を蔽障す。されば鼻曲の諸峯に、[illegible]、角落、淺間隱等の名ありて、近時地學者角落の山の總名を命す。烏川は此鼻曲の下に

（角落山）

發源す。〇關東地志云、角落火山は、淺間山と榛名山との間にあり、牛角の如き角落は此の火山の火口壁を爲すものにして、此兩山の間は舊時の火口底なるを知る、鼻曲山は高さ一千六百四十六米に達し、南方に向ひて一之字山を派出し、北に向ひては矢筈山、淺間隱の支脈を出し、西に向ては上信二州の境堺を劃する丘陵となり、東に向ひては舊火口を隔てゝ角落山（一千二百六十九米）となるなり、角落山の頂上には權現を祭る、烏川は源を角落山の鼻曲火口より發し、其の源泉を烏石と稱し、鼻曲山の南に小瀑布をなし、是より深き峽流をなして東北に流れ、榛名山の西麓に沿ひ、東南に流れ三叢に至り、角落火口より來る相間川を合す

權田（ゴンダ） 今三之倉と、相合せ倉田村と云ひし、群馬郡の管内とす、烏淵村と一山谷を分ちて、其東北に居れり、里見村より吾妻郡へ往來する山徑は、三之倉、權田を經て黃生峠を踰え、大戸に達する也。

小栗上野介忠順は、江戸旗本の名家にして、幕末にあたり海陸軍奉行、勘定奉行等の要職に歷任せられ、其權略智謀、儕輩を凌ぐ、内外多事の際に處し、苦慮焦心到らざるなし、而も時事會せず、戊辰の春、忠順西軍東下を聞き、家を携へて上州の舊采邑に避け、權田村東善寺に假寓し、田を拓きて歸農の計を爲す、西軍之を嫌疑を挾み、物色して止まず、たま〳〵暴民起り、東善寺を襲ひ暴逆す、忠順銃を發して、之を拒ぐ、暴民潰散、而も猶止まず、小栗氏謀叛の事を、西軍に訴告す、西軍即高崎、吉井、安中三藩に命し、忠順父子を捕らへ之を斬らしむ、世多く之を悲しむ。

三之倉（サンノクラ） 今權田と相合せ、倉田村と改む、權田の東南一里半、烏川の右岸に居り、榛名山の下とす、里見村の西北二里半、或は三藏に作る。

宗長東路のつとに、草津、大戸（吾妻郡）より濱川、長野への山路のこと見ゆ、云權田、三之倉を經過したるなり、曰く「永正六年九月廿一日、草津より大戸へ歸り侍りぬ、兼約とて一座興行、

　時雨かはもみぢの中のやまめぐり、

时目けふわけ出て侍る山中、前後左右の、もみぢの秋の興ばかりなるべし、云々。〇加澤記云、天正十年九月、小田原勢五千餘騎、大戸口に責入ければ、大戸眞樂齋、同但馬守、三の倉表に出向相戰けるが、無勢にて不叶、手子丸へ引籠けるが、大勢をもつて責ける程に、三日の間に責崩さる。

群馬郡

群馬郡（クルマ） 碓氷郡の東にして、勢多郡の西、利根川を以て相分つ。今面積凡三十方里、人口十五萬、一市五町三十三村、市郡共に高崎に治す。（本篇は地形の自然に相して、倉田村を割きて碓氷郡へ移し、小野上村を割きて吾妻郡へ移したり）

群馬は和名抄、久留末と注し、十三郷に分つ、又注して「國分府東西」二郡府中間」とあるは、中世群馬西郡、群馬東郡の二に分ち、府中を以て分界と爲せるを云ふ。近世は其東西を混一し、那波郡韮田郷、朝倉郷の地を割きて本郡に併せたり。

往時の利根川は、今の前橋市の中央を貫貫して、東南に流れたり、即廣瀬川を以て其舊河道址と爲す。されば當時の群馬、那波の二郡は、利根の右岸に居り、左岸は勢多、佐位の二郡たり。何の世よりか、河道變して西に移り、群馬、那波の二郡を貫流し、郡界の形狀大に錯亂す。

（西群馬郡）

明治十三年、利根川以東の地（大略、和名抄、群馬郡群馬郷、那波郡朝倉郷）を割き、東群馬郡を立て、自餘の地には西群馬郡と稱へたり。而も二十九年更に東群馬を勢多郡に合せければ、西群馬は當然舊稱に復せられ、又片岡郡の地をも兼併す、即今の郡境なり。

（東群馬郡）

上野名跡志云、群馬はもと久留末とよみたり、金井澤碑神龜三年の碑に、群馬郡下賛郷（今按、これは片岡郡佐沼郷にあたる）と早く見え、元亨三年、榛名山祠の鐵灯爐の銘には、車馬郡とあれば、其頃までも正しくクルマと唱へけん、今は字音にグンマとのみ唱へて、又群馬の東西二郡の事は、和名抄竝びに本國神名帳に、同記せられしと、其分堺は今詳ならず、或は利根川を堺としたりと云へど、昔は利根川、群馬勢多二郡の間を流れ、應永年中に今の如く變遷せりと傳ふれば、利根川分堺にはあらず、近世今郡總地高十一萬石、

本國神名帳に、群馬郡、群馬西郡を分ち各社を列記すれど、其社號は村名と符合せず、所在を確知する能はざる者多し、蓋本書は轉寫の餘、誤謬滿紙、善本を得るに非れば詳論し難き歟。

地理志料云、榛名神社元亨三年鐵灯爐銘、作車馬郡、今呼其半末陸云、上野三碑考、久留末之言黒馬也、州有九牧、見左馬寮式、如有馬、甜馬、石馬、多囚馬牧名者、今按、本國神名帳、載群馬西郡車持大明神、車持若御子明神、姓氏錄、車持公、出自上毛野朝臣同祖、豐城入彦八世射狹君、雄略帝時、供進乘輿、因賜車持公、天武十三年、賜姓朝臣、上野、越中又有車持鄉、群馬蓋其裔所居、附以備考、貞觀十二年紀、群馬郡人壬生公石道、賜姓朝臣、刻本脫群馬二字、今據尾張本引之、伊呂波字類抄

、群馬郡、林逸節用集、國華萬葉記同。

烏川（カラス）

鼻曲山に發し、（其山谷は碓氷郡烏淵村に屬す）東南流、榛名川を容れ、室田、中里等を經て、高崎市街の西に至り、碓氷川を合せ、（水源より此に至る凡十里）倉賀野に至り鏑川を合せ、角淵に至り神流川を合せ、遂に利根川に入る。（高崎より此に至る凡五里）

回國雜記に、烏川といへる川に、鷗、鳥などまじりて侍りけるを見て、俳諧、

とりも得ぬうをの心にはさもせで[illegible]のましたふ烏川哉、

箕輪軍記に、

おとにきく佐野の船橋來て見れば昔に流るゝ烏川哉

榛名山（ハルナ）

榛名、伊香保は一山彙にして方面を異にす、即南には專ら榛名山（ハルナサン）を稱し、北には伊香保嶺（イカホネ）と云ふ。山中の湖池は古名伊香保沼なり、而も後人榛名湖を以て之を呼ぶ、大略、榛名山とは湖南の峰巒にして、滿行權現宮の背山と知るべし、此山今室田村の管内に屬し、南下の渓流は即烏川へ入る、又東南の山坂は[illegible]に屬し、渓流を車川と云ふ、又烏川へ入る。

登榛名山歌　貝　謇

危磴三十里、若路凌[illegible]、不意此山最高處、忽見[illegible]之大湖、[illegible]、乃是[illegible]、我聞山水驪宮處、一滴入日[illegible]起、又聞[illegible]、[illegible]沛澤洽遠邇、[illegible]、就中一峰尤奇絶、[illegible]、[illegible]山最掌[illegible]、又[illegible]夜半有力者、[illegible]一方、[illegible]同眞絶、滿[illegible]、[illegible]人[illegible]、[illegible]之鐵、[illegible]乃犯山靈、白日忽[illegible]、[illegible]雨紛飛怪風[illegible]、我[illegible]矣、[illegible]、[illegible]茫雲海排銀[illegible]、如入瀛州[illegible]、[illegible]、便是南山狩、[illegible]觀可喜不可優、天欲開我混沌[illegible]、

榛名とは榛野の義にて、榛の木の生茂れるよりの名なるべし、萬葉集の上野國歌の中に、榛原と云へは、まさしく此榛名の山を指せり、

伊香保ろのそひの榛原ねもころにおくをなかねそまさかしよかば、

榛名を、延喜式に椿名に作るは、誤謬かと疑はるるも、中世の諸書に、椿名に作る者猶多ければ、椿にハルの古訓ありと推斷すべし、又春名に作る、（椿名の説は神社の條に出す、春名は利根郡日根川の條に援證あり）或は「式の伊香保神は今の榛名山にて、伊香保湯前神は式の若伊香保社なるべく、式の椿名は全く榛名と異神にて、箕輪の椿山神ならん」と論ず。されど、當國神名帳に、榛名神あれど椿名神なし、榛、椿は古人共にハルとよみしこと明白なりと謂ふべし。

榛名神社（ハルナ）

今室田村大字榛名山（ハルナサン）に在り、下室田より登一里にして此に達す、又[illegible]村より善地山を經て此に達する又一里。神祠の北、更に一嶺を踰ゆれば、榛名湖在り、（高峰、榛名富士と曰ふ）其東岸に峙ち、相馬山、伊香保富士と相望む。此神は延喜式、群馬郡椿名神社といふにあたり、今專ら[illegible]に係ふも、古に[illegible]れるのみ。中世以降、僧徒奉仕して、六宮滿行權現と稱したり。○高邊の標高凡九百米突。

(名椿)

後上野志云、榛名山の神境は、奇石に迫り懸けて、大[illegible]宮の上を蓋ふ、宮殿の周邊、奇石怪岩、重疊[illegible]して、實に勝境といふべし、[illegible]宮の上を蓋へる岩を[illegible]と稱したり、萬年泉あり、元文年中此に一碑を置く。○名跡志云、榛名山滿行宮大權現は、本社縁起に、上野國内七郡の鎭守、群馬の太郎滿行を祭るとあれど疑ふべし、尾張國神名帳に、立山滿行大菩薩、伊豆滿行大菩薩、二荒滿行大菩薩などあるを見れば、神徳を稱したる義なり、即式内椿名神社にて、本國神名帳に群馬郡正一位榛名大明神と見えたまふ、一説、箕輪の椿山は榛名神の里宮なるべし、椿字をハルともツバキともよむかといへり、建久元年榛名寺（ハルナ）の古文書は、今右に録りつけてあり。

中納言法印頼印申、上野國榛名山坐主職事、任今月九日御教書之旨、可沙汰付頼印代状、如件、

應安四年閏三月廿九日　沙彌（判）

長尾孫四郎入道殿（鶴岡文書）

山吹日記云、榛名山石神村の畠中に、法師忠俊、忠存の墓あり、昔年此二人は吉野の御味方、座主頼印は足利方にて斯に戰ひ、兩人討死せしを葬ると傳へたり。上信日記云、榛名山（ハルナサン）の町に入れば、坂路の左右に家宅寺院多し、御師とよばるゝもの軒を並べたり、二天門を入り、橋をわたれば谷川右にながれて松杉生たり、左右の山みな岩にて、落來る瀧を鞍かけ岩と云ふ、其上に雷電石、風天岩あり、樓門に入り御社に詣づ、納すり岩といへるあはひをすりぬけて行く、御姿岩といへる、頭つき形備れる大岩そびえし、其もとに御社造りかけたり、此岩の中に七重の黒おれの門ありて、其内に籠らせ玉ふとぞ、大黒岩、つゞら岩、よろこび岩、いぞき岩、龜岩、獅子岩など數あり、云々、古鐘は樓門の上にかけて常には人の登ることをいましむ、識に文永五年二月大勸進僧[illegible]とあり、てふるき銘文ありて、

上野國車馬郡、滿行大權現御寶前、奉治鑄洪鐘一口、

元亨二年、云々

と刻みたり。○榛名寺は近世岩殿寺滿行院と稱し、神領五十石を有したりき。元文中所置の萬年泉碑に「上野有榛名山、層巒重疊、[illegible]國南崖回、西北嶺上、窪爲一泓池、瀰漫千畝、池之左路通信州、窪一大山[illegible]乎、山有祠焉、奉祀元由彦命、命宇摩志麻治命子、相神武綏靖、後入山之窟、隱去乃焚矣」とある元由彦命は、大成經に出で

し僞言なれば、惑ふなきを要す。

榛名湖（ハルナ）　榛名山の中に在り、其水は北に下り、吾妻川へ入る、伊香保川是なり。此湖は今周廻一里、榛名神社の北一里、伊香保温泉の西南二里、萬葉集謂ふ所の伊香保沼是なり。水光一碧、山影倒寫、最奇勝と稱へらる。標高千百米突許。

（伊可保沼）

可美都氣の伊可保の奴麻にうゑこなぎかくこひむとやたねもとめけむ、〔萬葉上野國歌〕

八雲御抄に「上野國、いかほの沼、金山上池」、と註せられ、萬葉略解には、伊香保沼は此嶺の上に在りて、沼の三方に山どもたちて、一方は開けて野原なり、云々。

北國紀行云、伊香保に侍りしに、出湯の上なる千尋の道をはるばるとよぢ登りて、大なる原あり、其一かたに聳えたる高峯あり、くろ[?]嶺と云ふ、麓に沼水あり、是を伊香保の沼と云ふ、

から衣かくるいかほの沼水にけふは見ぬくあやめなぞひく、

と侍りし、京極黄門の風姿、誠に妙なり、古たる菖蒲の根、霜を帶たるに、とじれる杜若のくきなど、昔おぼつかなしく覺えて、

摘のあらばいかほの沼の杜若かけし衣のゆかりともなれ、　堯恵

名跡志云、上信日記に「伊香保沼をつつめる山々は、伊香保富士、水澤嶽、かもん[?]嶽、びんでし嶽、烏帽子嶽などいふ、相馬が嶽のもとをへて、二つ嶽のかたへ過ぐ」云々、すべて沼の邊の山々は、古へにいへる伊香保の嶺なるべし。

榛名富士山（ハルナ）　榛名湖の東岸に峙ち、榛名諸峯の最高頂とす、標高千四百五十米突、一湖面を抜く一百五十米突と識は伊香保富士と呼ばる、山容不盡に似たればなり。寛喜記行にいふ所の沼の嶺も是れに外ならず、或は伊香保の嶺古といへるも、主としては此富士をさせるならん。

其壽遊記云、登榛名山、行路[?]十五里、過天神嶺、仍見榛名山、中有湖、周回三十里、水色湛碧、相傳靈物所宅、其湖南岸、懸崖數丈、眞岸一[?]、遙望岸峯、日小富士、北岸中高兩偏、日烏帽岳、與烏帽相對者、日硯岳、西岸一峯、直有數丈相倚、類碁盤石、日碁岳、皆有草無樹、[?]然天造一大名詞池也、予[?]愛之、試縱覽其勝、乃循湖東行、過富士峯下、細草如氈、春[?]人遊、信意而歩、湖水下注成川、浩浩奔湧、是行之間、見巨柳叢其上、乃攀援而上、境益幽邃、山谷蒼[?]、相顧恍然、疑異世界、徐觀其玉[?]烏帽岳下、有雨石笋、高十餘丈、屹然對峙、左右[?]嶺竝出、皆[?]競相[?]、花[?]奇觀、遙連四周、復抵富士峯下、忽有雲氣、濛々生峯頂、首[?]相顧、[?]風[?]世界、咫尺不辨、雨隨至、神骨冷々然、[?]風[?]雨[?]往、[?]起[?]往、直[?]生なり。〇關東地志云、榛名火山を觀察するに、その中央火口丘としては榛名富士あり、火口原としては榛名牧場あり、火口湖としては榛名湖あり、火口瀬としては沼尾川あり、外輪山としては烏帽子、天目[?]、硯岩、掃部嶽、相馬嶽、二ツ岳の寄生火山あり、富士山頂上に馬蹄形の火口ありて、東に向ひて開き、此の方面に熔岩の流出せるを見るべし。

室田（ムロタ）　今室田村と云ふ、榛名山の南麓なれど、烏川の谷間にして、車郷[?]里見村と溪流を共にし、其北に皆ふ、高崎の西三里餘、長年寺は下室田に在り、此方の名刹とす。

（長年寺）

名跡志云、室田村谷[?]に淵[?]と云ふに滝[?]あり、昔の頃人[?]あり見に行く、又[?]確見の祠あり、[?]古者、文保二年戊午二月の[?]文を見るべし、[?]古戰[?]に、永祿六年、箕輪の城主長野左衛門大夫業正[?]し、其代の菩提所室田長年寺へ遷ることを敍す。（長年寺の條に參考すべし）

長野郷（ナガノ）　和名抄、群馬郡長野郷、訓奈加乃。今室田村、久留馬村、車郷村、長野村にあたるごとし、即郡の西偏にして、榛名山の麓とす。久留馬村の大字神戸は即長野の本郷の遺蹟にして、又大字神戸の名あるを思へば、群馬郡の郡家も此長野郷に在りしならむ。

長野、又在邑土豪の氏號に呼ぶ、即箕輪城主とす。上野志略に、長野氏の盛時には、長野庄、榛名山など云へば、群馬郡井出、八木、小野などいへど長野庄内たりし歟。鎌倉覺寺文書、應永二十三年、上杉安房守憲基、上野國長野郷内、賀島左衛門太郎闕所職を補與せらるることを載す。

（神戸）

高濱（タカハマ）　今神戸、下室田、白岩、下又字[?]峯と相合せ、久留馬村といふ、室田の東にして、高崎の西北三里、烏川の北岸、榛名の山麓とす。

高濱の東に車川あり、名跡志之に因り、此地を以て群馬郡に擬したり、今の久留馬村の名亦之に從へるならん、而も名勝考に、長野、白川の邊に長野郷と云ふ說ありと述べ、長野郷にあたれば、前說誤れるのみ。

白岩（シライハ）　今久留馬村の大字とす、高濱の北にして、長谷寺と號し、天台宗を奉す、佛閣、僧樓二十二間、十王堂以下、僧院多し、本州の名關名に准され淺[?]住寺僧廿三在。〇永祿六年箕輪軍記云、爰に那波無利之助と申者、手勢二百五十餘人にて、鐵[?]山を飛越、烏川を打渡、鷹坂常陸之助長信が若手を責む、寄手は箕輪に在て合戰[?]不叶、みのわに引入、みのわより安藤九郎左衛門、左衛手に、欠付、白岩山にて合戰。

本稿、甘樂郡小幡村に、延喜式[?]社第十五の白岩寺あり、と記し、長野に白岩寺の名を係けしは、誤れり。

富岡（トミヲカ）　今富岡、白川、和田山を合せ車郷村と云ふ、東川あればなり、されど和名抄、群馬郡の地にはあら

す、高濱の北一里にして、長野[illegible]内とす

白川（シラカハ）（車川）　今東[illegible]村の大字とす、[illegible]にして、[illegible]川に傍れり。白川とは元中川[illegible]、榛名山[illegible]東南に發し、東南下して明屋、富岡の間より烏川へ落合ふ、長三里餘。「和名抄群馬郡[illegible]、上野志[illegible]白川はその源、善次（ゼンジ）村の奥、榛名山より出で、[illegible]烏川へ落入て、白川といふなり、善次村の[illegible]に岩有り、水其岩を[illegible]事の如し、[illegible]の名とす」今按、これ附會の說也、されども郷の在處をまる一證とはなりぬべし、即群馬郡[illegible]、又榛名山の南下を字村といふに、いと[illegible]松の一木あるを、[illegible]マの松と唱ふ[illegible]、[illegible]いひしといへり。（善次）

新波（アラナミ）　今濱川、[illegible]、築間（ニクマ）、[illegible]等と[illegible]、長野村と云ふ、高濱の東にして、白川[illegible]入る、白川の南岸に八幡村[illegible]

濱川（ハマカハ）　今長野村の大字とす、[illegible]路頭におた[illegible]、高崎へ一里半。

永正六年、宗長紀行[illegible]と云ふ所に、[illegible]田加賀守、[illegible]して、宗[illegible]、八九年の[illegible]年、宗[illegible]、此の道に相伴ひしに、信濃路より例ならざりしに、此の宿所にて[illegible]べし、一両日[illegible]、

けさ幾重にひわたしろき宿のきく、

哲ふし案前造なり、[illegible]所、[illegible]宿所に一泊して、九月十二日に草津に着きぬ。

箕輪（ミノワ）（明屋）　今村名に呼び、西[illegible]、東明屋、[illegible]、今[illegible]平塚の大字あり。長野氏の城趾に[illegible]るより著る、其城址は即[illegible]明屋に在り、濱川の西北一四、（高崎へ二里）箕、[illegible]

[illegible]明屋の[illegible]門寺は、井伊直政の中興、寺領五十石を給し、其廟堂を置きし所也、又石上寺（セキジャウ）あり、[illegible]瑞山と號し、[illegible]長野氏の氏寺[illegible]、近世は高崎城下にも石上の[illegible]院あり、各[illegible]石の[illegible]なくして、其寺號をつたへたり（石上寺）

名蹟考に、[illegible]に見ゆ[illegible]、箕勾大[illegible]、[illegible]是父左近大夫政高、[illegible]、摘軍[illegible]記とあるを引き、[illegible]、長野氏の[illegible]先なと云へど、信け難し。武藏國にも箕勾の地、二所存す、上野國に[illegible]、上杉[illegible]、[illegible]

[illegible]、[illegible]等あり、[illegible]、小[illegible]、[illegible]、[illegible]と號す、[illegible]太田[illegible]、[illegible]、武田信玄[illegible]して攻[illegible]しかど、[illegible]、[illegible]山[illegible]

上寺といふと載す。此長野氏は本姓石上朝臣なりしに、[illegible]

郡衙官府碑文銘に曰、太政官二品穂積親王、左大臣正二位石上麿、此の[illegible]にあり、

と載す。並松とは並榎の爲馬にして、濱川の南なる並榎[illegible]、長[illegible]氏の一[illegible]、[illegible]、[illegible]

時代に、其事を引きて設けたる氏寺ならん。（名跡志云、箕輪の石上寺今はなし、里人に問ふに、武田氏箕輪陣の[illegible]、兵火の爲に燼となりて、寺社の跡は田となれりと云へり）（[illegible]川親元日記に「寛正六年、長野万壽丸元服、公方様御字被下、政高也」とあるは、此長野氏にあらずや、又[illegible]草紙には、長野周防守、同宮内同左馬助など、上州一揆の交名ありて、當國の名家たり。

房州[illegible]、當城箕輪御在城附而、我々令得御介抱四刻、其方不[illegible]、[illegible]進上、依之爲氏邦御内意、合[illegible]之儀、[illegible]、自分[illegible]、殊一兩月、[illegible]之[illegible]、[illegible]之契介申候條、[]名字之一分に有之、[illegible]之所、[illegible]、右之旨趣、[illegible]之間、[illegible]、仍如件、

天正十一癸未年五月十六日　猪尾法[illegible]（花押）

[illegible]「武風土記」

此文書に據れば、天正十一年の頃には、小田原北條家より、氏邦（安房守）を差遣して、箕輪を鎭守せしめたり。[illegible]、信玄が始めて西上野に討ち出でたるを、[illegible]六年となせるは[illegible]、此の方面に着手せるに[illegible]、[illegible]九月、長野業正の[illegible]國を囲みしが、[illegible]、次で同四年十一月には、小幡[illegible]等の諸城を攻め、六年十二月には倉賀野、[illegible]方を[illegible]せり、上州長年寺古書[illegible]

今[illegible]永祿乙丑、[illegible]二月七日、[illegible]吉日良辰、住天道[illegible]、[illegible]於上[illegible]、先詣諏訪上宮[illegible]、[illegible]十日[illegible]亡者必矣、[illegible]、[illegible]十箱、[illegible]馬一疋、所令進[illegible]也、[illegible]、自[illegible]、嶽山等四邑、[illegible]予[illegible]、[illegible]五部

大本營、以可令諸軍徳守、急々如律令、

維時永祿八年乙丑三月吉日

信　玄（花押）（寺文書）

箕輪城は榛名山趾に據りて搆へられ、壁壘深固、粮食豐富なり、加之守將業正驍勇にして智略ありしかば、武田氏久しく之を冒せしは翌九年九月に在り、十年二月、長年寺受連が記録に、永祿九年九月廿九日箕輪落居之と云々とあるを、前揭の願文と參照すれば、甲陽軍鑑に永祿六年二月、箕輪落城とせるは、誤なること言ふをまたず。

箕輪城址（椿山）　今箕輪村大字西明屋の椿山に在り　長野氏の故墟也。○名蹟志云、金石佛志に、箕輪八幡宮、石碑云、寶石に文明六年の銘あり、箕輪故城跡あり、山武目記に「西明の跡あり、から堀、三本掛樋、西北は高し、山田堀りて通る、内部の閑宿にあり」と云へり、城跡より東の方八丁許に、榛名大神宮あり、式には榛名とあれば、榛名の方まさらんか、榛名嶽の跡にも、榛名、箕輪一山と聞ゆるにあらずや。○甲陽軍鑑云、永祿六年、上州箕輪椿山にて、甲州衆十八歳の御初陣に、長野が内にて覺の、藤井豐後守見に出て歸るを、追懸討に被成、其首を飯富兵部殿見給ひ、御前へ深く隠し候、上野國志云、大永六年、上野伊勢守信業、箕輪城を築く、武藏法師北國紀行に、文明中、上野國府に長野の陣中に、顯忠を訪ふとあるは、長尾の誤なり、總社の僧に書くべし、其子業政、信濃守、後左衛門大夫と改む、英雄にして忠義の士なり、舊恩を重んじ、平井滅亡の後も、上杉家に事へて、始終志を渝へず、信玄再々之を攻むること八年、寶に手痛き戰ありし程、此業正存生の内、遂に手に入ることを得ず、永祿四年業正卒す、（長年寺）息右京亮業盛、父の跡を守り、永祿六年、六年正月、信玄大に兵を擧て上州を切略し、諸城を屠る、終に箕輪を圍む、業盛死を分として防戰す、二月廿二日城遂に陷る、（井出村の東徳寺に葬る）信玄因て將を置き、甘利を城代とし、西上州七郡を掌らしむ、内藤は保渡田に居住し、昌豐を箕輪に置けりともつたふ。○管窺武鑑云、天正十年六月、瀧川一益上落せんとする時、箕輪の藤田が沼田を攻むると聞き、箕輪の内藤大和守、後先して沼田へ後攻仕る、又云、天正十八年、小田原陣の時、箕輪の内藤大和は北國勢の勇氣に懼れ、降參して城内に通ず。○天正十八年、徳川家江戸入部の初め、井伊兵部直政は、上州の押として、西上野十二萬石を賜り、箕輪を居城とす。慶長三年に至り、和田へ移り、高崎城を修造し、箕輪を廢す。箕輪軍記は長野氏の戰記也、軍記に、信玄群馬郡折原村へ着陣、陣所を搆へて、一萬五千人にて、みのわの城を圍む、南は白波の櫃集、千子の森、西は保渡田中の宮、今宮、戌出の村、小鳥、井出の郷、西は高濱、白岩、愛宕の原、北は阿曽山、相馬が嶽、身方山、櫻井が原、野尾が嶽一云々。○名蹟志云、北國紀行に「文明十八年の九月盡に、長野陣所、小野景頼がもとにて、暮秋時雨、堯惠、

　たが袖の秋のわかれのくしのはの黒髪山ぞまなくふぐらし」

此歌下野の黒髪山にはあるべからず、まのあたりの山をよめると聞る也、いづれの山か知らねど、箕輪のあたりに、黒髪と呼し山ありしには疑なし、伊香保の沼より西に續き、北に黒髪嶽、二嶽、東に相馬嶽最高しと云へり。

柄目木（ガラメキ）　箕輪山中の温泉の名なり、鹽性、温八十七度、浴槽浴舍の設備完からず、相馬嶽の下にあたり、伊香保温泉を去る一里。

芝（シバ）　今箕輪村の大字とす、淨智寺文書、寛永十年、上野國長野郷内柴村と見えたるは、此なり。又應永二十三年、長野郷箕輪本郷とも云へず、當時長野は庄名の如く、廣く此邊まで被むれるものたるを知る。

井出郷（キデ）　和名抄、群馬郡井出郷、高山寺本、訓伊天、○今上郊村、箕輪村是なり、上郊に大字井出存す、井出とは箕輪、相馬の方より降下する諸溪澗、此地に會集し、井野川と爲り、堰堤自然に成形したり。（今濱川と保渡田、井出の中間の卑窪是なり）或は之を以て萬葉の「伊香保呂の夜左可の爲提」に援引すれど、疑ふべし。此原野は伊香保呂の麓の里なれば、山坂と云ふにあはず、されど伊香保呂のいや坂を降れる井出の末なれば、其義通せざるにも非ず。今の井出は下井出にて、箕輪などを上井出といはまし。

地理志料云、萬葉集十四「伊香保呂乃夜左可能爲提」、夜左可蓋八坂堤也、郷名取此、大同類聚方、群馬郡人井出高者、後宇多院御領目録、安樂壽院領、上野國井出莊、上蓋大字之上野志、井出郷變、井出村存、村有八坂荷、皮井堤祠、夫木集所詠井出社、即是

保渡田（ホトダ）　今上郊村の大字とす、箕輪の東にして、高崎の北二里、保渡田と井出の間なる畠中に古墳と考定せらる墳丘三あり、其一丘に西光寺（藥師堂）あり。○名跡志云、箕輪軍記に、長野業盛の墓は保渡田といふ者、出寄付東徳寺に葬ると載せしは、即井出なり、保渡田村西光寺に往昔堀出し石棺あり、中より種々の古器出で、今に寺に藏す、擁書漫筆、滄浪室紀行の内、大和國長谷寺の石の水船と云ふもの、上野國保渡田にある石棺に大概似はべる、とあるは是なり。

中里（ナカサト）（原生）　今生原、保渡田、井出と相合せ上郊村と改む、保渡田の北にて、金古驛へ近し。按ふに和名抄、本郡上郊郷を、一本に畑郷にも止せるに據り、中里の里を郊と同義なりと爲し、近年上郊の村名を命せしならんも、誤解の譏を免れざるべし。今此村の地形を觀察するに、箕輪より國府に至る間なる、生原の中里の義にて、郊の郷と

相干繋せず。

八木郷（ヤギ） 和名抄、群馬郡八木郷、〔今中川村、堤岡村〕にあたる、即井出郷の東にして、北は群馬郷、南は小野郷に至る、中川村に大字大八木、小八木並び存す。

棟高（ムチタカ）（觀音寺原） 今菅谷、三ツ寺、富島、[illegible]等と相合せ堤岡村と改む、井出の東にして、高崎より金古驛に至る路頭にあたり、高崎の北一里半許、觀音堂あり、[illegible]、又[illegible]、菅中觀音（クワンオンジ）寺に、[illegible]の[illegible]したる由を稱す、即此地なるべし。菅中は今の元總社にて、棟高の東北一里に[illegible]たず、

菅谷（スガヤ） 今堤岡村の大字とす、[illegible]年、[illegible]、[illegible]治二年、[illegible]長寺連與高田[illegible]、上野菅野荘[illegible]、菅谷[illegible]谷也、[illegible]、[illegible]、當時[illegible]、輯[illegible]、[illegible]

大八木（オホヤギ） 今小八木、正觀寺、上野、[illegible]等と相合せ、中居村と改む、棟高の南半里、[illegible]、[illegible]、大木明神を祀す、大字は八の訛か、否らざれば下に八字を脱せるならん。

猪野川（イノ） 又井野川に作る、榛名山東南の諸渓泉を源とし、相馬、箕輪の兩村を經て、井出、大八木の間に降り一脉に合す、即井野川の名あり。以下東南に流れ、岩鼻町の東にて、烏川に會す、[illegible]、[illegible]、[illegible]より[illegible]らば六里にも及ばん

小野郷（チノ）（井野） 和名抄、群馬郡小野郷、[illegible]し今の高崎の[illegible]なるべし、[illegible]井野村は今中川村の[illegible]とす、[illegible]より前橋に往來する通路之に係る、高崎の北東一里。

木、上郷と連亘せるにて、諸郷の列次を[illegible]れば也、名跡志に小野子村に援引したれど、從ひ難し。

小鳥（コトリ） 今筑縄、小塙、上並榎等と相合せて、六郷（ロクガウ）村と改む、大八木の西南、[illegible]の東南にて、高崎市街の西北部とす。[illegible]、群馬郡正五位上小鳥明神と云ふは、即小鳥の[illegible]か。

小塙（コハナワ）（鼻鶸） 今六郷村の大字とす、高崎の西北一里、[illegible]あり、又小鼻につくる。或は曰く、鎌倉大草紙には、[illegible]と書して[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]左衞門尉[illegible]、[illegible]、[illegible]なるか、何地を以て出所となすに[illegible]、[illegible]、武州深谷（フカヤ）の邑主なり、彼地にも鼻鶸の地名あれど、チヤウハナとよむと云へり、疑ふべし。蓋鶸に國府の義あれば、コフに[illegible]、[illegible]、同名の[illegible]に[illegible]。

並榎（ナミエ） 上下の二區に分れ、其上並榎は小塙、小鳥と合して六郷村と[illegible]、[illegible]高崎市街へ編入せらる、烏川の岸邊に縁れる地とす。[illegible]、[illegible]、其[illegible]坊を[illegible]寺と曰ふ、永正六年[illegible]、[illegible]に、[illegible]別當と云へるは、[illegible]、[illegible]、[illegible]、並榎別當坊[illegible]、[illegible]、[illegible]、並榎の[illegible]、[illegible]

色かへぬ松はくれ行くあきもなし、

神無つき里やふりにしはなのはる、

日の光りやとしわかれば石のかみふりにし里に花[illegible]

[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]

當月異名小春によそへて、過ぎにし花の春にやと申すばかりなり。

多胡郡碑は並榎の南方三里に在り。法然上人傳に「上野國並榎の竪者定照は、上人の歿後に登山して、深く上人の念佛弘通をそねみ申して、禪選擇と云ふ破文を造りて、隆寛律師の庵に送る」云々。

飯塚（イヒヅカ） 今貝澤（カヒサハ）、江木、高關、岩押等と相合し塚澤村と改む、高崎の東北郊なる田村とす。飯塚停車場は金古、[illegible]川への通路と交叉し、高崎停車場の西北一哩餘、信越線に屬す。

高崎（タカサキ）（貝澤） 飯塚に飯玉神社あり、飯玉とは地方處々に祀らるる神とす、貝沢は飯塚の東にて、井野川に縁れり、不動寺あり、又古墳[illegible]の丘上に祭らるる[illegible]二[illegible]あり。

今高崎市、人口三萬、西上野の首府とす、烏川の左岸なる平夷（ヒヘイ）に居り、前橋と相望みて繁華相競ふ。鐵道、東京（上野）六十三哩、線路は二分し、一は北に走り前橋に向ひ、[illegible]六哩）兩毛線に接續す、[illegible]西して碓氷峠に向ふ、即信越線なり、兵營、郡衙其下の諸官[illegible]あり、高崎公園（城南）に[illegible]神社あり、何時の創始にや、其故を知らず。

（和田） 高崎は古名和田（ワダ）といひ、慶長三年、井伊氏和田の古城址に就きて、更に修築し、高崎城と命ず。されば今の城北は下並榎村、下飯塚村、赤坂村の地にして、城東は上和田村、城南は下和田村なりと知らる、特に往時の信越驛路は、其赤坂なば[illegible]とりたり、今の赤坂町、本町の地なり。名跡志云、和田の故城を、古戰錄には高崎とも書せり、今も高崎と下和田接す、太平記に和田越前守、同筑後守、鎌倉大草紙に和田備前守、同隼人などあり、北越軍記に永祿三年、景虎和田城を攻め、烏川にて和田喜兵衞を討捨て、云々、此合戰の次第、和田記に委しく見え、當時籠城の人々の中には、此邊の地名の人多く見ゆ、上野名跡考には、和田古城、今高崎と改む、和

田氏本國に據りて、和田義信より出で、世々和田の城主なり、天正十八年、小田原落亡に從ひ斷絶、云々○高崎志　山野邊氏云、今高崎城　赤坂門ありて、門外の坂を昔其名の起る所にて、赤坂の地なり、門内に赤坂山あり、榛名とも呼ばれ、昔は鎭守明神の祠ありしと、和田氏城主たりし昔は、其宿も坂山の北より東南に立ちつゞき、謂はゆる和田宿（赤坂宿とも）なり、碓氷峠より降り、坂鼻を過ぎ此に至り、佐野に出でたるならん、されば和田城下の驛路は、赤坂よりりて、今の三丸を經、興禪寺の西を繞り、淺間山の南を、東へ代官町へ出でし也、城郭も僅に今の櫓郭、本丸、西丸の間にあたりし、後世を以て見るに、此城西南には高崖ありて、烏川の要害に據み、東北には大道ありて城池に通れりと想はれ、其内も興し、慶長三年、井伊直政、和田の故城を修して築造し、龍廣寺の白庵和尚と議りて、高崎城と命名あり、箕輪城の士民を移さる、其の惣構は、長松寺の後より、東は江木、西田に至り、南に折れ、通町の東より職人町の南に至り、又折れ、西は龍廣寺の門前に至る、其構の土手には、松杉樅を植られしと云ふも、後世民家多く建てつゞきて、土堤もいつしか崩れたれど、今に所々に僅に遺る、城東の連雀町は、慶長三年、箕輪の大手前の民家の移れる者にして、舊名に仍る、當時の名商、凡連雀繩を用て物を負ひ、城下に賣買する者、毎年一度、必此町の長に租賃を納るるの制なりし、町長は即箕輪の里正の裔なり、因りて連雀町は、今も城下惣町の元元と稱し、[illegible]に據る、田町は連雀町の北に接し、此に[illegible]、[illegible]ありて[illegible]虛無僧寺あり、慈上と名つけ、又箕輪より至るとつた[illegible]、世に風呂寺とも呼ばれ、[illegible]虛無僧の温風呂を立てて、遠近の客を浴せしめし故とぞ、和田宿（赤坂宿）なれば本町といふ、（城北にあたる）町の長梶山氏に、元龜元年、武田氏の士屋某の奉書以下、天正慶長の古書文數通を傳へたり、又梶山氏の宅舊に、佐渡金山奉行の御倉あり、云々。

大信寺（ダイシン）　安國寺と問屋町の、高崎市街の東偏に在り。德川忠長の墓あり、忠長は駿河に封ぜられ、駿河大納言と呼ばれ、駿府五十五萬石を領し、[illegible]將軍家光の弟なり、寛永九年冬、[illegible]改易せられ、高崎城主安藤右京亮重長に預けられ、翌年十二月六日自殺す、即ち此に葬ると云ふ、今の寺は、寶暦[illegible]、寺の門は修造せられ、[illegible]○名跡志云、高崎城下に[illegible]、[illegible]（足利）直義公、六十六國國に[illegible]一寺つゝ建立して、安國寺と號し、塔婆一基を造り、[illegible]を寄せらる、長松寺、[illegible]ここなるも其一なり。[illegible]公園の[illegible]、光明寺等あり、光明寺の[illegible]に、

上州中宿、[illegible]月日、[illegible]尼

敬白、

中宿とは碓氷郡[illegible]の中にて、[illegible]と云へり

高崎城（タカサキ）　西は烏川、[illegible]の交會に至り、他の三面は街巷に至る、南北七町、東西五町、今兵營となり、步兵第十五聯隊之に屯る。

高崎城は元和田と云ひ、和田氏の居城なり、赤坂庄とも云ふ。和田氏の始祖詳ならず、富岡の和田山より來るとも說く、箕輪長野氏の門葉とす。天文、天正中に和田兵衞大夫業繁城主とし、甲陽に與し、和田三十騎と號し、武田、北條等に[illegible]、[illegible]十八年改易、井伊直政、[illegible]和田を領す、慶長三年、[illegible]和田に移り、[illegible]を加へ高崎城と改む、[illegible]慶長六年、井伊氏佐和山へ轉し、[illegible]元和二年[illegible]、同五年安藤對馬守重信、（[illegible]重治に至る）元祿八年松平右京大夫輝貞、（大河内家）寶永七年間部越前守詮房、享保二年大河内輝[illegible]、[illegible]以て高崎藩[illegible]。[illegible]、[illegible]一益に從ひ、[illegible]沼田を攻むと聞て、小幡、安中、和田、倉賀野以下を相催して、沼田[illegible]、[illegible]小田原へ一軍仕立べしと、武藏國へ打出、六月十八日、今の高崎に在陣、昔の和田なり、云々。

赤坂（アカサカ）　今高崎の本町、赤坂町の邊を古の赤坂宿とすと。鉢の木の謠曲に「ながす花の板桑や、赤坂宿の、佐野の渡に着にけり」赤坂とは今高崎城北に其名殘り、又赤坂庄の號を以て、此四近を稱せし[illegible]、されば赤坂宿とは、和田城下の驛市にて、和田宿といふと同じなり。○高崎志云、赤坂門内に、[illegible]、[illegible]、其一に、右奉掛鰐口、小坂下[illegible]、[illegible]女[illegible]名、出内作[illegible]、荒舟和泉守[illegible]、[illegible]九月日、[illegible]

春（文字誤あるに似たり）

又淺間山とて一丘あり、上に淺間社あり、[illegible]寺の東南にして、高三丈周八十間、[illegible]山の園[illegible]とつたふれど、天文中、[illegible]和尚中興して、曹洞派と爲す、[illegible]上野志に、興禪寺は[illegible]、[illegible]一山を撰銘せる、乾元[illegible]城の外、光明寺の東へ[illegible]。

片岡郡（カタヲカ）　明治二十九年[illegible]群馬郡へ入る、本郡は[illegible]、[illegible]一方甲[illegible]、僅に[illegible]、元は群馬の西南、碓氷、甘樂と[illegible]、[illegible]に名つけしものに似たり。片岡は[illegible]、其名田、[illegible]高崎は[illegible]なるべし、[illegible]は群馬綠野へ分[illegible]、上野の近世まで存れり、上野名跡志に、片岡郡は嘗に烏川の流を帶びて、地形かたほしの

岡と云ひつべし、古は板鼻の邊まで郡内なりけん」と論ぜるは確説なるべし。國郡沿革考に、高軍、佐沒は共に群馬郡に入り、多胡は甘樂郡に入ると判したるは、從ひ難し。此郡名多胡郡碑に初見し、和銅六年以前には、山名郷なも所屬と爲せり。又佐沒は佐沼にて、[illegible]年碑に群馬郡下賛郷と云ふにあたる。

長野郷（ナガノ）
（岩永）

和名抄、片岡郡長野郷、訓奈加乃。○今の乘附、石原、寺尾の地にあたるごとし、即若田郷（碓氷郡八幡村豐岡村）の東南にして、碓氷川を隔て、近年片岡村と改めし者是也。

名跡志に、石原觀音堂、天正十一年棟札の銘、岩永郷（イハナガ）とありと述ぶ、又此地に小祝神社あり、されば岩永とは祝（イハヒ）長野（ナガノ）郷の義にやと疑はるるも、祝は古訓ハフリなるべし。

石原（イシハラ）

今乘附、寺尾と相合せ片岡村と改む、高崎市街の西南、烏川を隔て、聖石橋（橋畔に一石あり聖石と名つけたり）を經て往來す。

乘附（ノツケ）

石原の北西に接し、其岡陵を眞野山といふ、高崎の正西二十餘町、碓氷川は乘附の北を流れ、東に至り烏川に匯合す。臨濟宗[illegible]寺あり、[illegible]山（元[illegible]の開基とす）。

小祝神社（コハフリ）

今片岡村大字石原に在り、延喜式片岡郡の官社にして、三代實錄、元慶四年授位の神とす、又安居院神道集に、本社を[illegible]七宮と云ひ、[illegible]には、[illegible]位小祝大明神と具す。加澤記に、上野の國七の宮は、澤の宮、小祝明神、本地は文殊なりと傳ふ。

觀音山（クワンオンザン）
（清水寺）

石原小祝神社の西なる高岡にして、一名五百山、岡頂平坦、觀音堂あり、清水寺と云ふ。此山平地を拔く一こと一百米突、磴道を[illegible]、上[illegible]、高崎[illegible]市街、[illegible]に乘り、眺望頗佳し。後上野志云、石原村清水寺は[illegible]宗、確氷郡八幡大平寺兼帶なり、華嚴山と號し、本尊千手觀音、大同二年建立といふ、寺田拾隆石漆斗、今の佛堂は天正十一年、別當稱清の代に、領主和田兵衞大夫信[illegible]の造建する所也、棟の銘に「堂一宇、上野國豐岡庄岩永郷、寺尾村清水寺」とあり、石原もと寺尾と一村なりしこと見るべし。

寺尾（テラヲ）
（寺尾[illegible]）

今石原、乘附と相合せ、片岡村といふ、石原の南にして、根小屋（今多野郡八幡村へ入る）と相接す、東は烏川を[illegible]て、下佐野に對す。

寺尾は又三寺尾といひ、村内三島明神の社地は、一古墳にて、傍に上野[illegible]の墓と云ふ、又櫻塚と云ふに、建武五年、康安二年の古碑あり（上野名跡考）○名跡志云、三寺尾合戰は、天文年中にや、武田三代記に「天文十八年八月十八日、信玄上野に發向、倉賀野川迄押詰、近郷を放火し、[illegible]方に、上杉方安中[illegible]守大將にて、和田、倉賀野以下も一頭に相[illegible]し、六千餘人、[illegible]川の此方、和田城の馬手の方、三寺尾に[illegible]陣を[illegible]めんとす、九月三日合戰有り攻め戰ひ、上杉方終に敗る」云々。）甲陽[illegible]寺尾合戰の段に、鬼の[illegible]と云ふ所[illegible]、云々、鬼[illegible]はノッケと[illegible]せらるれど、今其名なきよし、鬼石と相[illegible]らへきにも非ず、[illegible]て[illegible]、名跡志又云、[illegible]に寺尾七郡、同[illegible]、同[illegible]左[illegible]、同左衞門尉、太平記、[illegible]太平記に寺尾[illegible]人、[illegible]東古戰錄、[illegible]城の上に、寺尾備中守、此中には亦他國もあるべけれど、[illegible]代[illegible]に寺尾四郎左衞門尉は、伊豆國[illegible]寺[illegible]代[illegible]へ[illegible]、

寺尾館址（テラヲ）

今觀音山の南なる小峰を館址とす、[illegible]下[illegible]時の[illegible]に備村と呼び、[illegible]ふ、東[illegible]に[illegible]小[illegible]の寺尾城[illegible]址なり。

名跡志云、[illegible]に「新田大炊助源義重入道、[illegible]上[illegible]、[illegible]日、以故隆興寺嫡孫、抱自立[illegible]閣、武衞[illegible]、引[illegible]上野國寺尾城、聚軍兵」[illegible]、後上野志に、寺尾古城址は、[illegible]田山の上なり、片岡郡の寺尾村とするは誤なるべし」と論す、されど「引籠寺尾」とあれば、新田は館、寺は要害にてもありしか。其子義範の住める山名へも近し。○[illegible]須合記、信濃宮傳等に、上野國寺尾城に宗良親王の御座の事を錄すれど、採り難し、遠江風土記傳に、新田庄寺尾と云へるは據あるに非ず、南山巡狩錄に一説あり、稍聽くべしと雖、寺尾と決めて云へるに非す。

南山巡狩錄云、正平七年正月、宗良親王の御許へも勅使を下され、征東大將軍の宣旨を賜ひける、このとき宮かくぞ詠じ給ふ「思ひきや手にふれざりし梓弓おきふし我になれん物とは」、其比また寄海祝といふ題にて「四方の海のなかにもわきてしづかなれわがをさむべき浦の波風」と[illegible]、遊ばされける（李花集）案するに、宗良親王この時まで何國に居給ひしや詳ならず、太平記の文に、上野親王と記せるを見れば、信濃宮傳にいふごとく、正平四年、信濃國より上野國寺尾城にうつらせ給ひ、今度の勅命により、新田の一族と共に旗を擧給ひしものか。

[illegible]倉大草紙、上野一揆の中に寺尾上總入道、また同右馬助、同上野介など見ゆるは、即此館主にて、戰國の比まで相續せしや想ふに足る。後上野志云、三寺尾の古城は、[illegible]館とも、館とも云ふ、山の上、本丸長二十間計、[illegible]間[illegible]あり、其下は堀切にて[illegible]間計、夫より段々に下り、[illegible]に二丸の跡あり。

永福寺（エイフク）

今寺尾に在り、高崎の南一里、曹洞宗を奉す、寺[illegible]の名は、此寺に因りて起るとも云へど、詳ならず、永[illegible]は近世[illegible]三十二石を有し、禪宗に屬するは中興以後の事なるべし、草創の事をつたへず。

佐沼郷（サヌマ）

和名抄、片岡郡佐沒郷、○[illegible]書沒は沼の誤にて、佐沼なるべし、上音下訓は古書の正例にあらねど、萬葉には佐野（サヌ）に作り、又和名抄にも、越中

（[illegible]）
石勢（[illegible]）[illegible]、即長野[illegible]、山字郷の内と[illegible]云ふを見れば、[illegible]然、第二[illegible]川の[illegible]事もありけんと[illegible]といはれたれど、[illegible]に今取らず。
可[illegible]信氣野左野の[illegible]
こと[illegible]

根小屋（ネゴヤ）（山木）

今多野郡山名、木部等と合せ八幡村と云ふ、鳥尾と山名の間にして、烏川を前にし、山名を背にす。根小屋とは戰國の頃の寄部の謂ひにして、古名は山木（ヤマキ）郷といへるも也。

名跡志云、根小屋村の山の上に城跡あり、甲陽軍鑑に山名觀音の間に城を取立て、信州侍管月俣八、安野[illegible]十郎を置かると云ふは、此處なり。寛構軍記に、根小屋山木城と云ふ、古は山名村のあたりより、此處かけて、山木の郷と云ひしと傳ふ、鉢の木の名前に、山木の里とあるも是か、川をへだてゝ、今は佐野村なり、夫木集に、たく[illegible]

常盤國平眞、[illegible]中納言[illegible]、近江國、

山木や佐野の船橋なかくにたのしきことをきゝわたるかな、

此歌近江とあれど、山木、船橋などよみあれば、爰にも引くと云ふのみ。

金井澤（カナヰサハ）

今根小屋の城山の西なる小溪にして、溪中の一民宅に、神龜三年の古碑あるを以て世に著る、山名の山上碑と相距る[illegible]里[illegible]。上信日記云、今井澤を尋ねて、根小屋村より山路にかゝりて、澤水の流るゝをいくらともなく越え、木立[illegible]たる山陰に、古碑のあるなり、石のさま誠に古きものと見ゆ、云々。○金井澤碑は高二尺三寸、闊一尺七寸許、背比賣神社には、六刀自（ロクト）碑と云へり、九行一百十餘字、

上野國群馬郡下賛郷高田里、三家子孫（[illegible]小鎌啓識、三碑考[illegible]）爲七世父母現在父母、現世（世、二書作在）侍家刀自、「[illegible]」、小鎌[illegible]、三碑考作他田、君目道（目道、小鎌啓識、三碑考作目頭）刀自又兒（又兒、二書作人兒）□那（那、小鎌作部）刀自孫（孫小鎌作後）物部君午足（二書作午足、[illegible]小鎌作駄）刀自、次[illegible]刀自、合六口、又知識所結人、三家氏人（三碑考作毛日）次知萬呂、鍛師礒部君手（手、小鎌啓識）麿、合三口、如是知識結而、天地誓願仕奉石文、

神龜三年丙寅二月廿九日

管谷氏古京遺文云、高田里結知識碑、今在山名村金井澤山中、舊在山下村民彌一家側、彌一家貧族絶、村民等謂、犯穢是碑之所致、遂移碑於山上、或云、明和中、烏川[illegible]畔崩壞而出者、非是、下賛郷、或云今佐野村、高田里、今不詳其處、上野國神名帳、有群馬郡高田明神、蓋卽其地、爲七世父母現在父母、見古高僧經六卷讃袋記、多用之、要皆字齋藤銘云、「願七世先靈、共登彼岸」、西林寺鐘、其彌陀造像記云、「寶元五年己未正月、二種智識、敬造彌陀佛像并二菩薩、願此功德、現世親族、福延萬世、七世父母、隨意往[illegible]、恐脫一字、言生淨土之類、同斷萬刀」皆是也、三家、人名[illegible]紀、有田中[illegible]、聖德太子傳曆、有倉人宮池[illegible]、[illegible]以天師名名[illegible]、又下文今三日、重[illegible]是、牛[illegible]、[illegible]紀、天平神護二年五月甲戌、上野國甘樂郡人、外大初位下礒部牛麻呂等四人、賜姓物部君」、蓋其人也、按上野國神名帳、有礒部明神、礒部君者、蓋因此地名姓也、姓氏錄、河內國皇別、有礒部臣、伊賀夫皇皇子豐[illegible]之後、[illegible]字從[illegible]作磧、是閒古鈔本、多如此、[illegible]字省作ア、蓋始見於此、結智識、結社也、猶今俗言講中者、仕奉石文、猶云謹敬造立此碑以記之、[illegible]是等遺語也。○六刀自碑、[illegible]本に、

上野國群馬郡下賛郷高田里、
三家子孫、爲七世父母、現在父母、
現在侍家刀自、他田刀自、[illegible]刀自之兒、物部刀自、孫物部君午足、次[illegible]刀自、次乙[illegible]刀自、合六口、又知識所結、人三家毛人、次知萬呂、鍛師礒部君牛麻呂、合三口、如是知識結而、天地誓願、仕奉石文、

神龜三年丙寅二月廿九日

下佐野（シモサノ）（下賛）（高田）

今佐野村、合す、上佐野の東南に繼り、高崎より山名、[illegible]に至る通路にあたり、烏川の岸に居る。古は[illegible]山木（根小屋）の里と共に一郷を成し、和名抄、片岡郡佐沼郷にあたる。神龜三年の碑に、下賛（シモサヌ）郷高田里とあるは即此にして、[illegible]に山木に對し、北岸を高田の里と云ひし歟。

上野名跡考云、倉賀野より下佐野の邊を後世高田庄といふ、東鑑にも「正治二年二月、長堀部左衛門尉秀連、與高田[illegible]者盛貞[illegible]、是上野國菅野庄内堺相論事」云々とあり、盛貞は此地の人なるべし。○今按、菅野は他に聞見せず、サノをスゲノとよみあやまりて書記せられしにや。

上信日記云、烏川に至る、昔の佐野の舟橋の跡とて、其船つなげる槇の木の大なるが一本立てり、今は舟にて渡る、萬葉集上野國歌に「可美都氣努佐野のふなはしとりはなしおやはさくれどわはさかるがへ」。名跡志云、下佐野村は金井澤神龜の古碑に、下賛郷とある是なり、西行の撰集抄に、佐野の船橋など、見侍りしに、心もとゝまるべきことなり、云々、其頃迄は船橋ありしにや、兎惠法印の北國紀行に『佐野の船橋にいたりぬ、[illegible]の世信なしるべとせり、云々、船橋は昔の東西の岸とに[illegible]し

き間、田面はるかに平々たる南岸に、二所の長者ありしとなり、此あたりの老人出て、昔の跡をなしふるに、水もなく細き江のかたちありて、ここ見事なる有なうちわたせり、枯れたる葦見わたされて、そこと思へる所もなし、

跡もなくむかしなのたゞ船橋はたゝ古の葉の佐野の夕ぐれ

文明の昔さへ失り、まして今は知るべき様なし、後上野志に、堯恵の北國紀行を按ずるに、烏川なれて船橋の跡とするは誤ならん、佐野の中川は、田間の溜水にて、それに船橋なかけしならんと云ふ、されど堯恵法印になしへし老人も、言傳を教へしなるべければ、實はそこなりや知りがたし、烏川の入江などに、わたしゝなるべし、質輪軍記に、永禄六年、武田信玄、佐野の船橋をうちわたりとあるは、烏川に新にかけてわたりしが、文明の頃にすら、其跡定かならず、船橋のたえしはいと昔の事なるべし、船橋のあとは下野國佐野にもあり、東路の道に「きしわたりこし佐野の船橋」とよみたるは下野の事なり。　遺老舊記云、今上佐野、下佐野の間、烏川にのぞある森に、定家明神の小祠あり。

放光寺址　今下佐野に放光山常澄寺といふ禪宗あり、實邊を天下ともいはず、山名上村古碑に放光寺僧とあるは、此寺の事かと、諸書〔上野東遺文、[illegible]考〕に其説あれど、詳ならず、[illegible]云、放光寺僧とは[illegible]にて、其舊は佐野三[illegible]の内、一[illegible]て、放光寺に住みけしなるべし、放光寺は今に佐野の放光院なるべく、又國内神名帳、群馬郡に從五位上放光明神見えたり、相倶に由ある寺なるべし

上郊郷　和名抄、群馬郡上郊郷、訓加牟佐土、高山寺本、加倶佐乃、〇今佐野村、及び倉賀野町、岩鼻村にあたる。片岡郡佐沼郷の北にして、小野郷の東南とす、即上佐沼なり。舊說、或は加美佐土の註に因り、中里村の邊に擬したれど、今採らず。

地理志料云、上郊、諸本訓云加牟佐土、今從高山寺本爲佐乃、說文、距國百里爲郊、又云野外也、爾雅、邑外謂之郊、此讀爲佐乃、即佐野也、金井澤神龜三年碑、有群馬郡下贊郷高田里、[illegible]、贊即佐奴也、是言片岡郡佐努郷、今復屬本郡曰佐野村、當時分爲上贊下贊、又川上郡下部宇存。

(佐野)

上佐野　今佐野村、上佐野、中居等を合せて佐野村と云ふ、高崎市街の東南郷とす　佐野は山名村の古碑に早く見え、金井澤の碑には贊に作る、下佐野の條に參考すべし。

名跡志云、佐野源左衛門恒世舊事、世の人口に膾炙し、鉢の木の謡曲に、年久しく名高し、最明寺殿諸國行脚の事、實錄には見えず、其頃の談にして、[illegible]にも見えたり、北條九代記にも其說あり、されど古くは太平記、増鏡にも最明寺殿廻國の事を載すれば、佐野常世の事も、多少本づく所ありて作り出したる歟。

中居　今佐野村の管内なれども、上佐野の東にて、倉賀野驛[illegible]なり、大[illegible]村に近接す。

倉賀野　今倉賀野町、人口四千、下佐野の東にして、烏川の北岸に在る、中山道の一驛にして、鐵道高崎へ二里、[illegible]。

倉賀野と下佐野の間に、古墳に似たる丘垤三四所あり、又東方岩鼻の[illegible]烏川の岸邊に、丘塚累々として相望み、大小[illegible]。

江戸時代、[illegible]の日光例幣使街道は、倉賀野にて中山道と相分ち、玉村、五料を經て下野國へ通じたり、玉村まで一里半。

倉賀野城址　驛家の南にして、烏川を背にす、遠近の平野、今に明かなり。○名跡志云、倉賀野宿は高田莊に屬す、武藏七黨系圖、秩父平四郎行高の男、倉賀野三郎高俊あり、東鑑に倉賀野三郎、同兵衛尉あり、鎌倉大草紙に上野國には倉賀野城とありて、扇谷上杉定政は太田道灌を相伴ひ、上州倉賀野より河越に飯陣す、云々、又倉賀野左衛門尉、同[illegible]五郎等を載す、關東古戰錄に宮原庄倉賀野黨は、金井小源太秀業を隊長として、十六騎、板鼻の一戰に無比類働有しかば、信玄稱美し、倉賀野淡路守と改む。○後上野志云、宮原の庄倉賀野黨は、武藏の兒玉黨の分流也、十六騎あり、其宗人倉賀野三河守、天文十五年、河越の夜軍に討死す、永祿二年九月、信玄板鼻陣の時、一黨の總代に金井某、信玄の陣に參す、信玄即姓名を與へて、倉賀野淡路守と號せしむ、瀧川一益金窪合戰の時、倉賀野城に一宿して、厩橋に遷れり、後小田原に屬す、天正十八年城廢す、緑野郡淨法寺の記に、天文の末、小田原より[illegible]伊豫守[illegible]を、倉賀野城に居て、武上の權を執行ふと、然れば平井の上杉衰微の時、小田原の手に入り、後復倉賀野氏假住せしなるべし、甲鑑に據れば、武田家西上野を取りし時、倉賀野衆は五十騎の人數なり。

(宮原)

去月廿八日宮島衆と倉賀野衆、及縣合候處、和泉守相添政、得勝利由、安房守注進候、殊敵武人討捕由候、殊高名不少、感悦此事候、彌可抽粉骨者也、仍如件、

正月四日　　　氏　政（花押）

吉田和泉守殿〔新編武藏風土記〕

鎌倉大草紙云、文明十年正月朔日、成氏御陣、簗田中務方より、長尾左衛門尉方へ、寺尾上野介を使として、上杉と和談可有由申來る間、和談にて互に合戰を止られ、陣拂有、其中に扇谷定政は太田道灌を相伴ひ、上州倉加野より、同正月廿四日に河越へ歸陣す、長尾景春は成氏の御陣武田へ參て、千葉新助孝胤相催し、羽生峰に陣取、

松陰私記云、文明十年[illegible]月[illegible]日、景春（長尾）武州成田[illegible]、於其陣中、去年以[illegible]陣故、[illegible]之陣衆、各令[illegible]、少々[illegible]、[illegible]、長尾伊玄、當[illegible]、[illegible]、[illegible]之間、御雑儀之由、殿中面々被申候、

[illegible]十七日、公方[illegible]、[illegible]田の御陣より、[illegible]国中傍大輔以[illegible]、上杉へ申[illegible]、[illegible]申合[illegible]、公方上杉以下、御和談の間、別儀無之候へ共、景春御近邊へ發、頻に[illegible]、[illegible]、景春を押拂ひ可然[illegible]、古河[illegible]、[illegible]、上田[illegible]候へ[illegible]、景春敗北す、其間に成氏公利根川を越され、七月十七日に、古河城へ[illegible]。

岩鼻（イハハナ）

今岩鼻村と云ふ、倉賀野の東半里にして、烏川の北岸とす。井野川は西北より來り、此にて烏川へ入る。近年、陸軍省所管の火藥製造廠を此に置かれ、其營築あり。

岩鼻は近世中山道、[illegible]、此に[illegible]川を渡り、柳瀨渡といへり。又陣屋ありて、當郡の代官[illegible]、上野、[illegible]公領[illegible]、[illegible]岩鼻觀音堂の境に、元德[illegible]、又觀音堂の東北、火藥[illegible]と倶[illegible]の間、[illegible]川の岸頭、倉賀野に至る間、墳塚累々たり、みな古代の遺封とす。

綿貫（ワタヌキ）

今栗崎、久中等と共に岩鼻村の管內とす、即岩鼻の北とす。太平記に綿貫四郎左衛門、鎌倉大草紙に綿貫越後守、[illegible]見え、在名を唱へし[illegible]あり、即上野一揆の中とす。

瀧（タキ）

今下斎田、宇貫、横手、[illegible]等と相合せ、瀧川村と云ふ。岩鼻の東北にして、[illegible]の中なれども、何の世よりか[illegible]の管內とす。又村內を貫流する瀧川は、惣社の方より來る溝渠にして、（植野堰の末なり）専灌漑に供せられ、東に折れて玉村へ赴く。

（瀧川）

鎌倉大草紙に、文明九年、足利成氏（古河公方）上州瀧村に軍して、長尾景春を助けて、兩上杉を拒さしことを載せたり。松陰私記に、[illegible]陣の時、岩松の[illegible]、烏山氏を[illegible]先年、[illegible]（其氏）當國[illegible]、島名[illegible]、[illegible]者只一人、公方[illegible]、[illegible]、當上申之[illegible]、[illegible]一[illegible]、[illegible]所之[illegible]、别[illegible]、可致申[illegible]、當方[illegible]用也、[illegible]、[illegible]申[illegible]、此上[illegible]出[illegible]有之、烏山式[illegible]之上、[illegible]、云當[illegible]、方以[illegible]入道、[illegible]、剩可[illegible]成下[illegible]、[illegible]不可有之、人[illegible]八十、[illegible]不[illegible]不忠、[illegible]申上者、可[illegible]成[illegible]也、[illegible]田、[illegible]、[illegible]始之、皆烏山方緣者、多年之舊交、當方（岩松氏）者昨今被申上、何有好、其上島山、桃井、田中、於京都者、大島方、各[illegible]之、[illegible]時節可[illegible]出[illegible]、治[illegible]也與[illegible]、[illegible]也、所[illegible]、其[illegible]、當方[illegible]書拜領、金山[illegible]城、於[illegible]田庄中、[illegible]用者、[illegible]、[illegible]奏者可申、[illegible]、則烏山[illegible]陣[illegible]、[illegible]三百間[illegible]落、[illegible]上意、安房、上總[illegible]被申、公方[illegible]於當[illegible]陣中、[illegible]此之儀忠、於末代、烏山名字[illegible]、[illegible]。

下斎田（シモサイダ）

今瀧川村の大字とす、岩鼻の北に接し、[illegible]の西半里。斎田は[illegible]田の[illegible]とす、下斎田の南は八幡原と云ひ、八幡原の南[illegible]は烏川の邊に當る、井野川は宇貫の內に於て烏川へ入れり。

宇貫

横手（ヨコテ）

今板井と共に瀧川村の大字とす、利根川の右岸に居り、[illegible]村の東北に接す、[illegible]に[illegible]横手[illegible]と[illegible]たり。

大類（オホルヰ）

今柴崎を[illegible]、大類村と云ふ、瀧川村の西、[illegible]、倉賀野の北にして、高崎市街の東[illegible]にあたる。大類と云ふこと、名[illegible]ならず、[illegible]、[illegible]の中にであらん、此地に宿大類あり、又宿横手あり、皆其本村と相分らたり、宿村とは[illegible]にも其[illegible]多く、大[illegible]見[illegible]、[illegible]、[illegible]く、本村と別異せる聚落にも名つけたり。三河寶飯郡の宿[illegible]、[illegible]、別所のみ。○名跡志云、平治物語に大類太郎、太平記に[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]大[illegible]に[illegible]、[illegible]、[illegible]、亦上州一揆の一名家とす。

（宿大類）

島名郷（シマナ）

和名抄、[illegible]、[illegible]、[illegible]、今[illegible]に[illegible]、即[illegible]、[illegible]、八[illegible]の[illegible]にして、其東北は利根郡に至れり。

島名は[illegible]、[illegible]七[illegible]に[illegible]、[illegible]四[illegible]を收めたり。[illegible]野に[illegible]、今は島野と云ひ、即京島村の大字とす。○名跡志云、島野村に[illegible]、[illegible]、是れ[illegible]島上の[illegible]なる[illegible]は[illegible]と、井野川の東岸に[illegible]村に近し）其丘は長六十間、廣三十間許、上に小祠あり、景行紀に「以彦狹島王、拜東山道十五國都督、是豐城命之[illegible]也、[illegible]到春日穴咋邑、[illegible]之、[illegible]不在、[illegible]上野國、[illegible]」[illegible]、[illegible]、井[illegible]ふる所は斯のみならず、片岡郡の寺尾村三島の宮とも云へど、[illegible]るべし、さなくば何れの國とか記すべければなり、古事記傳に、大和國城下の郡に阪手村あり、其處ならんと云ひ、書記通證にも同く言へり、東[illegible]に島名[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]と[illegible]、[illegible]は自然に水の涌出る地と見ゆるなり、人の造れるには非ず。）松陰私記に、文明九年十二月、足利成氏[illegible]、島名

（島野）

に進軍し、遂に府中觀音寺原より、廐馬場の邊に對抗したる事詳なり、廐馬場の條を參考せよ。

（矢島）

京目（キヤウメ）

今島野、矢島、稜京、大八幡と相合して、京島村と改む。大類の北にして、[illegible]は利根川に至る。[illegible]は村内を貫流し、井野川は矢島、大類の間の堺川也。京目といふ事、其故を知らず、矢島（ヤシマ）の觀音寺、地方にて一名盛とす、武藏七黨系圖に見ゆ[illegible]、矢島[illegible]と云ふは是人なるべし。

新保（シンボ）

今日高、中尾等と相合せ、新高尾村と改む、京目の西、貝澤、井野の東なり。

畔切郷（アキリ）

和名抄、群馬郡畔切郷、國史見在[illegible]。今[illegible]村なるべし、大字小相木（コアヒキ）存す、相木は畔切の訛なれば也、島名郷の北にして、八木郷の東、利根川の西に沿れり。

（小相木）

畔切、名義を知らず、武藏國多摩郡に阿伎留神社あり、元慶八年紀には畔切神といへり、小相木は利根川の岸に居り、水を距てて前橋の宿市を望む。

箱田（ハコダ）

今小相木、後家（ゴカ）、新田、古市（フルイチ）、江田（エダ）等と相合せ、東村と改む。京目の北にして、[illegible]用水村内を流る。又高崎、前橋の通路は江田、古市を過ぐ、後家は後閑にも作り、空閑の[illegible]に出でしこと、諸寄部の例に由りて推斷すべし。

（後家）

川曲（カハマガリ）

今東村の大字とす、[illegible]、及び宇都宮系圖に、文明九年、上州川曲陣に、宇都宮正綱卒去と載す、此地の事とす。

群馬郷（クルマ）

和名抄、群馬郡群馬郷。○今元總社村、總社町、國府村、金古町等にわたる、即畔切、八木二郷の北なり。

國郡沿革考云、群馬郷、諸書の擬定する所、郡の西隅車川（クルマ）あるを擧げて、其地と爲す、然れども車川、白川一の地は全く長野郷の内にして、別に一郷を置くべからず、凡郷名の郡と同き者は、必國府或は郡家の地なれば、西隅に僻在すべからず、今元總社村、即[illegible]の地にして、近傍亦國分寺あり、國府の址たる瞭然たれば、其地を以て群馬郷となす、又群馬驛こゝ[illegible]に在り、[illegible]

今按、[illegible]なりと云はん[illegible]、[illegible]し[illegible]に於て、諸郷の位置を考定推擬すれば、群馬[illegible]の地たること、[illegible]すべからず、と云ふのみ。又夫木集にくるまの[illegible]しは驛家にて、其驛は本郷の[illegible]、[illegible]にあたり、上野[illegible]に[illegible]、[illegible]を掲[illegible]、[illegible]と云ふを[illegible]すれば、必定本郷に在りて、[illegible]の[illegible]に由るにはあらず、[illegible]（車持の[illegible]址今[illegible]）

上野國[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]

（[illegible]址）

國府址（コフ）

今の元總社（モトソウジヤ）村の地にして、[illegible]此に[illegible]とあるは、群馬の[illegible]、[illegible]長尾氏の遺蹟と爲すもの、恐らくは古府の址に就きて、長尾氏修理せ[illegible]、[illegible]元總社の[illegible]北に[illegible]、[illegible]、元總社村に[illegible]址を求むべきには、[illegible]

上野國[illegible]は和名抄、在群馬郡、行[illegible]十九日、[illegible]十四日と云ひ、延喜式、上野、大國、管十四郡と載す。扶桑略記、天慶二年十二月十五日、平將門は上野府に入り、諸國除目の事を[illegible]行したる由載せたり、

十二月十一日、將門率數千兵、就下野國廳、時守藤原[illegible]、前司大中臣完行等、兼見將國威色、先拜將門、便擎印鎰、差幹了使、追上長官於京都、同十五日、將門遷上野國、[illegible]司藤原尚範被奪印鎰、追却國司、其後領府入[illegible]、固四門陣、且行諸國除目、（賊主將門然行、）下野守平將賴、（將門舍弟、）上野守多治經明、（厩之別當）上總守興世王、（武藏權守）下總守平將爲、常陸守藤原玄茂、相模守平將文、伊豆守平將武、安房守文室好立

將門記太政大臣藤原忠平に致せる書も、十二月十五日と署すれば、上野古據の時之を作れる如し、大須本將門記を[illegible]めば、[illegible]も實に此處に在り。

將門以天慶二年十二月十五日、遷於上毛野之次、上毛野介藤原尚範朝臣、被奪印鎰、以十六日、付使追於官堵、其後領府入廳、固四門之陣、且行諸國之除目、于時有一[illegible]、稱八幡大菩薩、使奉授位於蔭子平將門、其位記、左大臣正二位菅原朝臣靈魂、表者、右八幡大菩薩、起八萬軍、奉授朕位、今須以卅二相音樂、早可奉迎之」爰將門捧頂再拜、況四陣擧而立歡、數千[illegible]、[illegible]、[illegible]伏拜、又[illegible]、[illegible]、併常陸掾藤原玄茂等、爲其時宰人、喜悅譬若貧人之得富、美咲宛如蓮花之開敷、於斯自製[illegible]、[illegible]將門、名曰新皇、仍於公家且奏事由。

[illegible]、[illegible]四年、是祠又太郎[illegible]、[illegible]平家方人、[illegible]上野國[illegible]中民[illegible]、[illegible]住故也、云々、また法然上人傳記には、上野の國府に明圓と云ふ僧侍りき、諸行[illegible]の、念佛申て通りくるを[illegible]て、道場をかまへ、念佛を[illegible]おこなひけるに、[illegible]上人[illegible]に見えて、念佛の徳を細にをしふ、明圓悦て上洛し、上人の室に詣て、夢の中の勸の趣を申て、一向專修の行者になり、本國に下りて、衆生を導き、念佛の外他事なし、其夏其子明觀も信者なりきと、云々、（[illegible]、文明十八年北國紀行云、神無月

二十日あまりに、上野の國の府、長野の陣所に着する、早蕭條たる野中、□□□□□□□□□□□いまた、はらはずして、軍兵野にみてり、枯たる萩われもこうなどな引たすうて、夜な夜な、宗昌が當陣によりて、蕭條顯定の旅哀の心ありて、旅宿を本陣に移されし後は、嚴寄もおだやかなり、平顯忠の陣所にて、云々。(定昌は越後上杉氏にて、顯定は山内管領なり、顯忠は長尾氏なり、されば「國の府長野の陣所」と云ふも、長尾の誤なることしるし。)

梅花無盡藏に、文明元年、□中總社□原云々、觀音寺原は□高の地なるべし。文明□年の記に「□□□□の宿□人」上杉相模守房定、□年□□□□して、遂に寶徳元年、長尾の家□□□□□□、關東の主君と仰く、是によりて上杉相模守は越後、上野の兩國を、□□□、□□な□任し、□□□は上野國府中に□り、□□□□の□度を馳せ□□、云々。

元總社(モトソウジャ)

今元總社村と云ひ、國府分、大友、□□なるも管内とす、前田の北にして、高崎を去る□里、前橋の西一里、古の上野國府の地にし、總社明神猶在す。

總社明神は、□古代國府の國内諸神遥拜の祭壇にして、本國神名帳□□□□に出り、十四郡の□□、□□□□せらる、□□、總社には□□□り□を祭るなと説くは、全く古義を失へる者とす。國府の名は、文明年中の書猶之を記す、長尾氏此に築城して後、總社を以て之を呼び、□□□□□□中、□元氏□□□□を□して、□に□野に營み、而も總社の名を唱へしにより、□府邑は元總社を以て名つけらるることと爲る。○後上野志云、長尾□□□□は、足利□□より當國□□□の□を□□り、子孫□□す、忠綱、忠氏、忠景、顯忠、顯方まで相續して此に住す、永禄六年、信玄の爲に落城す、其城址隍濠、□宮□也、村中に□し、天正十八年、諏訪因幡守頼水、一萬石の封を此地に賜はる、慶長七年秋元越中守長朝、更に總社城を新築し、乃ち□野□に□□して、新城を築き、町屋を立てて、□□町など移されたり。○名跡志云、長尾昌賢□□記に、文明五年、總社長尾忠景、山内(上杉氏)の□□□ある云々、□宮系圖に、□□中、足利□□□□の時、長尾忠房戰功ありければ、上野の國□□□を賜ふ、○長尾氏、蒼白井を領治とし、總社(又總谷にも作る)を□□とし、□□に分家せるもあり、其系□□ならず、前橋風土記に、長尾忠房、封地總社御□□□云々。

長享二年戊申、秋九月二十七日、自武之鉢形、赴上野之角淵、二十八日、□角淵之□收、赴白井、途中隔一村、馬上望拜上野之總社、

總社□開今□□、□□□□居□、□□□□□□□□□□□□□、(梅花無盡藏)

名勝志に總社所祭の上野國神名帳、宮中十社、相殿は正一位拔鉾、赤城、伊賀保、若根、若伊賀保、榛名、小祝、從一位火雷、倭文、淺間、摂社五百四十九社云々と□へたり。□從來上野國神名帳、上野國總五百七十九座、□守十二社、正一位拔鉾、赤城、伊香保、榛名、甲波宿禰、從一位小祝、火雷、倭文、大國玉、賀茂、美和、□□を載す、二者□異多し、加□記又少異あり。○加澤記云、凡上州に十二社あり、西上州一宮は拔鉾の大明神と申、正體は彌勒觀音也、異國□育王の太子伊那の御姉也、二の宮は赤城明神、大渕は千手觀音、小渕は虚空藏、□頂は地藏也、三の宮は伊香保明神、湯前の時は藥師、里に下ては十一面觀音也、四の宮は□□明神、五の宮は若伊香保明神、千手觀音也、六の宮は榛名満行權現、地藏也、七の宮は諸□宮、小祝明神、文殊也、八の宮は那波の上宮、火雷神、□□□也、九の宮は□□の下の宮、小□大明神、□□□觀音也、總社は本地□□也、千□山明□、□□の八幡明神、□□□□しなの□□也、

内藤分(イドウブン)

(石倉城址)

今元總社村の大字なれど、□□□の西岸に□り、前橋市街より高崎に向ふ道路に□たり、□□□□□、内藤分とは石倉城主内藤氏の邑なりけむ□ならん、石倉城址は□□□□と□□□し、□の□□に□す。○名跡志云、□□□代記、信玄は廐橋の押へとして、利根川の西、石倉(甲鑑一本に石倉に誤る)といふ所に取手を築かれ、□□、□□□に守らせらるるに、上杉謙信、三萬の大軍を引率し、永禄七年六月、上州發向、石倉の砦を攻取りぬ、信玄安からず思はれ、信州より上州へ押通り、石倉に攻懸り、一息に攻落し(假陣)と云ふ、續□□記の和田記には、永禄八年、石倉落城、之を取返せるは九年と云ひ、石倉は信玄□田の内藤修理の□□所とあり、修理討死の後は、謙信の城代北條丹後守の持制となりて、石倉治部に渡しおかる、云々。○後上野志云、石倉の城將は武田信玄上州を取りし時、廐橋と和田(高崎)の繋として、長根、大戸に命して守らしむ、永禄八年六月、廐橋の城代北條丹後守□取、陶老□六郎に守らしむ、同七月、信玄□反して馬場□□守信房に命し、□を攻め□□、曾根七郎兵衛を置く、後小田原より寺尾左馬助を置く、天正十八年、芦田修理大夫出園、同□六郎□これを攻む、寺尾降り、降り城を開渡し、□國を□て□□す、□寛及び依田筑後守昌種等攻入て、左馬助を殺し城を居る、

明日者、於□□に、□□に□□修理大夫□□果、日吉大明に□、□□に□□□□□、□□、小林左馬允□□□□□、□□□入□、□□□上之□□、□□□□、

同月廿七日　　□□、判、前田氏)

依田源三殿(慶元古文書)

今按、この證文は薗田依田氏の石倉攻の時のものなれど、地名を惑旗とするは、原書に誤あるか。
態以使申局候、仍石倉之地、今月二日落居、同二日立馬彼地、平等に令破却、任置在、如存知之、同六日至于當地厩橋、[illegible]陣候、此上者、自夫令向申者、早々常野之間え、可送迎義由、及其支宅候處、信玄西上州え出張、石倉近邊在陣、隔利根河、互に相支候、仍日好み之義と云、迚に可附是非、覺悟之條、令其日調義、井令見除候、雖不及申候、與口味方中、被申合、堅固之手刷、專一候、扨宇都宮落居、武義重ヲ、是非に取而も所存深と云、蘆名盛氏之首尾と云、旁以老大慶不過之候、其日此上者佐竹計に候間、[illegible]猶可有日上候、恐々謹言、
壬正月四日(元龜三) 謙信(判)
山川[illegible]守殿(下野國志)

大友(オホトモ) 今元總社村の大字にして、内[illegible]と相交る、當國神名帳に、群馬郡從三位大友明神とあるは、此なる舊祠なるべし。

大渡(オホワタリ) 今元總社村の管内なれど、[illegible]の北にして、新總社町と前橋町との通路にあたりて、利根川の渡津たり、近年架橋せらる。○近世大渡、實正(ミジャウ)に關柵を置かれ、幕府より前橋藩に[illegible]、[illegible]せしめたり、蓋信越路杢(モク)橋(ノヘシ)關の後拒として、之に備へしならん。

總社(ソウジャ) 今總社町と云ひ、人口三千五百、植野、高井の二村をも合せたり、即新總社町にして、[illegible]長中の移改に由る。元總社村の北に連なり、利根川は屈折して村坊の東北を流れたり、前橋[illegible]里、高崎[illegible]里。

光巖寺(クワウガン) 總社町の西偏にして、寺傍に寶塔山、愛宕山[illegible]する二古墳あり、土人即毛野君の[illegible]の墓と看すも、信否知れず、寺の西北瀧川を隔てたる高井(タカヰ)に[illegible]の大陵あり、村坊の東なる桑田中にも一陵あり、蛇穴山といふ。

(上野名跡志云、今總社町光巖寺の前に、一町四方許の、築上しとおぼしき小高き岡あり、其岡の横の方、南向に石室あり、方[illegible]間許、大石を以て積上げ、天井一枚石なり、中に石佛ありしと云、其蓋石あり、東の方觀世音の小堂立ち、其横にも堂の跡ありと云ふがあり、是も石室なり、寺の背にもあり、又此地石佛の蓋なりとて、堀の石橋にせるもあり、中にも南向なるは、其構最もうるはし、彦狹島王を葬り奉る陵ならんと云へり、そは景行記に、彦狹島王到春日穴咋邑、臥病而薨之、是時東國百姓、悲其王不至、竊盜王尸葬上野國とあればなり、亦總社な御諸別王の居住の地なりと云ふは、景行紀に、詔御諸別王曰、汝父彦狹島王、不得向任所、而早薨、故汝專領東國、是以承天皇命、且成父業、則行治之、早得善政、云々、其子孫於今、有東國とある故に、彦狹島王を葬り奉れるかたへに居まして、國政をとり行ひ玉ひしと想はるゝ也、同國雜記の[illegible]には、彦狹島の王は日光權現にまして、御諸別の王の住み玉ひしは、下野國の宇都宮なり[illegible]といへり、[illegible]都島名村の將軍塚、片岡郡寺尾村の三島の社、又新田郡金山邊にも、しか傳ふる地あり、新地にも石室は數多あるなり、國府に近くあれば、代々の國守の廟所などにや、同じ雜記に、御諸別王、荒田別王、竹葉瀬王等の御[illegible]と[illegible]、[illegible]地に小高き所あり、其中に石櫃有り、高五六尺、[illegible]四尺余、七八尺、蓋は一枚石なり、是等を俗に愛宕山、双子山、飛田など呼ぶと述べたり。○總社町植野双子山より、文政年中、劍を發掘し、[illegible]村民劍大神と[illegible]たり、明治二年、前橋藩にて[illegible]墳へ[illegible]神陵なり[illegible]、[illegible]中[illegible]したるも、此古墳[illegible]、[illegible]閣雜[illegible]双子山は[illegible]にして、高[illegible]丈餘、東西十[illegible]間、南八十九間、[illegible]、遺[illegible]二[illegible]見、刀[illegible]、[illegible]等を[illegible]、其數品は今に東京[illegible]物館に[illegible]、天狗岩堰は山の東を流る。(上野名跡概略)或は地名植野(ウエノ)を、上野(カミツケヌ)の改作と爲し、此地即上毛野君の舊墟と、論する者あれど、附會の嫌あり。蓋其上毛野君の遺跡たるや、異論なかるべきも、何の時誰の公の墓と云ふことは、一々に確知し難きなり。

總社城址(ソウジャ) 總社町の北、元景寺の背にして、利根川に瀕せり、慶長七年、秋元越中守長朝、總社を賜はり入部、後新城を植野に築く、即是なり。長朝は初め武州深谷上杉氏の老臣なり、天正十八年、徳川家の坂東に移るや、長朝、井伊直政の勸誘に因り、出て仕へて直政の麾下に屬す。庚子の役、使命を會津に奉し功勞あり、總社一萬石の邑を賜り、遂に諸侯に列す。其子但馬守泰朝、日光廟の造營の事を掌り、役終るの後、寛永十八年、甲斐國谷村へ轉封二萬石、總社城是より廢したり。光巖寺は秋元氏の廟寺にて、寺田三十石をつたへたり。

高井(タカヰ) 今總社町の大字とす、總社城址の西南にして、植野に接す、古墳一所あり、光巖寺の條を參考すべし。本國神名帳、群馬郡高井岡神盖此に在り。○金石私記云、信州田野口村神宮寺に古鐘あり、識に曰く「群馬郡高井鄕、東覺寺、曆應元年」云々。

植野(ウエノ) 今總社町の大字とす、即城址の西にて、高井に接す。植野堰とは瀧川の溝洫に同し、漆原にて利根川の水を分ち、導引して植野に至る、凡一里、以下六里、那波郡飯倉(芝根)に至り、又利根川へ歸す、灌漑の利最大なり、一名天狗岩堰。

植野故城碑(後上野志著者林義卿撰)

[illegible]植野城者、故越中太守秋元君之所營處也、君諱長朝、以慶長七年壬寅、始受封於此地、自修城邑、君精察地理、又愍知民之所疾苦、甲辰春、躬親督士民、穿渠通流、引利根川、以灌之、田賴其利者二萬二千餘石、到于今百姓永免九年之患、亦無水潦之難、嗣君徙封之後、是城廢矣、而君之恵於民也、愈久愈不能

武、頭其讃[illegible]、[illegible]、且[illegible]不朽、銘曰、
上[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、附々映
畝、荒々[illegible]、[illegible]、我[illegible]、[illegible]有力、[illegible]
不意、[illegible]、[illegible]、
安永二年[illegible]月日　　百姓等建

國分（コクブ）

今國府村と改め、北原稻田引間、冷水、[illegible]等と相合す一聚落の西にして、[illegible]、[illegible]高の東なり。名蹟志等に、國分を以て直に國府の遺蹟といふすれば非なり、[illegible]の[illegible]と雖、其中にあらず。名蹟志云、[illegible]分村は上ヶクブと唱ふ、往古國司の住止したる地と[illegible]、鎌倉大草紙に、上杉[illegible]國分に陣を取ると云々とあるは此也、今東西の二村に分つ、名蹟考に國分大[illegible]坊は、[illegible]國志に見ゆ、古文書なり、と、武家系圖に、甲見伊賀孫太郎[illegible]綱の次男な、大[illegible]坊[illegible]す、此山代の祖先にあらぬか。

文明十八年回國道記云、上野國大[illegible]坊といへる山伏の坊に、十日餘り留まりて、同國[illegible]（[illegible]上野志云、[illegible]に坊、今[illegible]野郡[illegible]の[illegible]に在り、といふ、山伏の同へ移りける道に、[illegible]用といへる[illegible]あり）

國分寺址（コクブンジ）

元[illegible]の[illegible]北[illegible]里なる[illegible]に在り、名蹟志、東國分村[illegible]分寺の[illegible]あり、山吹日記に、昔の跡は、町許西に[illegible]れり、治承四年九月、足利俊綱此あたりを焼きし時、國分寺も[illegible]ぬるにや、云々、國分寺は[illegible]の[illegible]日、永享の古物なりと云ふ、上野名蹟考には、今[illegible]と東國分の間に、方二町[illegible]の地、大寺の跡ありて、[illegible]の在、布目瓦など今に[illegible]けり、其[illegible]遠ならん、と云ふ、[illegible]寺と[illegible]寺は西國分、東國分と別れて在りしにや、[illegible]は今棟高村と合せ、[illegible]と改む、引間の南なり。

引間（ヒキマ）

今國府村の大字とす、國分の南にて、元總社の西、塚田、稻荷[illegible]と相[illegible]す、妙見寺あり、當國の古蹟にして、昔は花園といへる里なり、亦[illegible]祭星の[illegible]風の[illegible]き

（花園）

[illegible]、[illegible]名蹟志云、引間村に妙見[illegible]あり、[illegible]八[illegible]、[illegible]國[illegible]、[illegible]田[illegible]十[illegible]、捨妙見寺、[illegible]見[illegible]に、[illegible]は[illegible]上[illegible]に[illegible]とあり、又[illegible]日記に、[illegible]中[illegible]妙見寺に、[illegible]八[illegible]、[illegible]見[illegible]、[illegible]は[illegible]國の[illegible]とあり、[illegible]、[illegible]、古[illegible]に[illegible]の[illegible]に[illegible]、[illegible]と云ふも、よしありて聞ゆ

妙見寺（ミョウケンジ）（息災寺）

上[illegible]由息災寺（ソクサイ）を稱し、北[illegible]妙見大菩薩を祭る、妙見のこと[illegible]、[illegible]八代[illegible]妙見宮、由[illegible]、[illegible]上妙見[illegible]などの條に[illegible]考すべし、[illegible]なる[illegible]妙見宮は、[illegible]八年、河内國妙見寺に[illegible]入せられし時[illegible]の[illegible]に[illegible]きて、分[illegible]せられしなれば、[illegible]の大[illegible]分明す、下總國千葉[illegible]なる[illegible]系圖の説を[illegible]考すべし、千葉[illegible]系圖に、平良文か平將門と武[illegible]、上野の[illegible]、[illegible]川に合戰の時、久留間息災寺の妙見大菩薩の守[illegible]ありしことを述ぶ、[illegible]川とは後世聞こえず、[illegible]の[illegible]河ならば[illegible]名川にて、或は群馬郡[illegible]川と云ひ、其實を知らず

[illegible]云、[illegible]年中、相馬小次郎將門、上野に背き、伯父國香を[illegible]はんとして、上野群馬郡[illegible]川を隔てて對陣す、良文は國香に屬し戰はんとすれど、霖雨日に累なり、川水[illegible]りしに、[illegible]人示合せて、[illegible]く川を打渡り、[illegible]將門[illegible]に[illegible]て、下[illegible]に引入る。本國神名帳に、群馬郡、[illegible]小[illegible]明神といふも、妙見寺の[illegible]なりしにや。[illegible]云、[illegible]八[illegible]、群馬郡戸[illegible]十[illegible]、[illegible]妙見寺、寺在[illegible]内[illegible]田[illegible]日[illegible]、今引間[illegible]妙見社、[illegible]日妙見寺、有[illegible]田十八石[illegible]、是古[illegible]息、[illegible]上野由息災寺、下[illegible]妙見社[illegible]

金古（カネコ）

初[illegible]上野[illegible]馬[illegible]、[illegible]、[illegible]下[illegible]
今金古町と云ふ、人口三千八百、足門[illegible]合[illegible]す、[illegible]の西一里なる[illegible]に[illegible]、高崎より[illegible]

[illegible]に[illegible]ず[illegible]、[illegible]、田[illegible]、[illegible]へ、
甲

[illegible]井[illegible]

[illegible]、群馬[illegible]、[illegible]今[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]村[illegible]、[illegible]に[illegible]、[illegible]の[illegible]に[illegible]り、[illegible]名[illegible]の下とす[illegible]、[illegible]に[illegible]、十[illegible]、[illegible]へたり、[illegible]、[illegible]、[illegible]山子田村に[illegible]名[illegible]わ[illegible]、[illegible]年山子田、[illegible]、[illegible]合併、[illegible]に建保元年、[illegible]の[illegible]功賞に、上野國[illegible]井[illegible]に[illegible]、[illegible]、又同書に、[illegible]年八[illegible]といふ人見に、[illegible]分[illegible]に、足利[illegible]の四男、遠江守[illegible]な[illegible]、八[illegible]と[illegible]義[illegible]の子な六郎[illegible]と、其子[illegible]足利[illegible]な[illegible]て家名を發す、[illegible]、[illegible]中[illegible]の[illegible]たり、鎌倉大草紙、永享記[illegible]にも[illegible]の人々の名見ゆ、一族此に在り、鎌倉[illegible]に[illegible]たることとし、結城陣の時、[illegible]の一族死[illegible]と[illegible]き、[illegible]は聞こえず ○山子田の[illegible]寺、[illegible]田[illegible]十[illegible]、[illegible]を[illegible]す、[illegible]中の[illegible]は、[illegible]、[illegible]、[illegible]、及び[illegible]を[illegible]したり。

（山子田）　（[illegible]郷）

柏木澤（カシハギサハ）

今[illegible]馬[illegible]と相合せ、[illegible]村と改む、山子田の[illegible]にして、[illegible]村の北とす、[illegible]名の別[illegible]相馬山、其西北に[illegible]す。

相馬山は[illegible]突兀として、[illegible]名[illegible]山の中に、[illegible]に[illegible]と[illegible]なり、名[illegible]に、[illegible]、[illegible]名所の安[illegible]山なるべし、[illegible]と云へるを、[illegible]の[illegible]とも[illegible]なるなるらん、[illegible]に一[illegible]山の中より出づる白川の一云々とあり、白川も[illegible]郡に在りと[illegible]したり、されど、[illegible]の[illegible]、[illegible]の[illegible]白川にて、上野國の[illegible]な[illegible]たるにはあらず、此上[illegible]なる安[illegible]は、萬[illegible]に、

可[illegible]の[illegible]、[illegible]れども[illegible]
あどかあかせむ、

（相馬山）　（安[illegible]山）

可美郡氣の安蘇夜席つづら野を應みはひに[illegible]かたえせむ、

とあるを木典とす、而も集中又[illegible]安蘇の河原[illegible]とよみ、下野には安蘇郡ありて、上野とよめるも下野の誤りにやと疑はる、[illegible]は榛名富士の東に位し、英因輝石富士岩より成り、乳房狀の山なるが、南西南と北東西とは、爆裂作用の爲めに、山體深く削り去られ、[illegible]たゞ東側よりは、[illegible]火口原内より、徐々として[illegible]

廣馬場（ヒロバヘ） 今相馬村の大字とす、文明九年十二月、上[illegible]、長尾相爭へる時、足利成氏は[illegible]、[illegible]場に對陣すること、松陰私語に詳なり。而も鎌倉大草紙に、此陣を記して、荒巻、鹽賣原と云ひしに據り、諸家皆其地の擬定に苦めり、[illegible]に、其疑を注したり、今松陰私語に[illegible]、群馬郡荒巻の條を參考すべし

松陰私語云、文明九年、公[illegible]（成氏）[illegible]島名打通而、御張陣、[illegible]、當方[illegible]岩松三河守家純父子）貝崎[illegible]參、陣公方御陣下右之斗崎、[illegible]五百餘騎、歩卒三千餘人、當方出陣之[illegible]（家純）有御見物（中略）其後公方[illegible]、當中觀音寺[illegible]に取進、文明九年十二月廿三日也、上杉衆[illegible]立、水澤、白岩の[illegible]打下る、公方の[illegible]、打出て[illegible]陣、其勢五千餘騎、公方之御勢は八千餘騎、[illegible]也、隔切所打向、兩陣之[illegible]、打[illegible]見[illegible]、大雪[illegible]、當國廣馬場原也、其原狭しと[illegible]、[illegible]當年中之[illegible]也、大雪俄降、及夜陰間、無合戰、其夜[illegible]、自兩家、[illegible]田河内守、[illegible]一和之儀[illegible]、云々。

江戸城靜勝軒銘詩序文中にも「公[illegible]（太田道灌）息[illegible]於上陽白井之南」とあるは、[illegible]馬場陣の事ならん。[illegible]は[illegible]保村の[illegible]なれど、[illegible]山の中間にあたれ、白岩も其近地なるべし、正に白井城の南とす。

野夏犬（イヌ） 古驛の北に隣り、植野の西とす。

今[illegible]子（アチナシ）、池端（イケハタ）と相合せ、清里（キヨサト）村と改む、今[illegible]

[illegible]

大久保（オホクボ） [illegible]

野の北とす[illegible]

（原湊）

[illegible]

永仁四年十二月 陸奥守 [illegible]

[illegible]信忠信の母なり、義經是を尋ねて下りける」云々、但大[illegible]

[illegible]は群馬郡なり。

有馬郷（アリマ） [illegible]

或は有馬は悍馬の義といへり、如何にや。

地理志料云、按、攝津有有馬郡、紀伊有有眞郷、上野三[illegible]、有馬島牧、拾芥抄、[illegible]島字、似是、本國神名帳、正五位下有馬[illegible]明神、有馬御[illegible]神、和銅二年紀、上毛野朝臣[illegible]、姓氏錄一[illegible]水公、出自豐城入彦命孫阿利眞公、[illegible]

若伊香保神社（ワカイカホ） 今古[illegible]（フルマヤ）村大字有馬の[illegible]寺境内の山上に在り。三代實錄、貞觀五年、元慶三年等の紀に授位あり。[illegible]には、[illegible]正一位と署したり。神道集に有馬[illegible]若伊香保神、五宮と、[illegible]記に若伊香保明神、本地は千手觀音、云々。

半田（ハンダ） 今古[illegible]と改む、有馬の東に並び、前橋及び總社より澁川驛に向ふ街路、此にて相合ふ。半田の三角城と云ふは、北企氏の廢址とぞ、始末詳ならず。

石原（イシハラ） 今澁之上と相合せ、[illegible]村と改む、半田有馬の北にて、[illegible]に澁川[illegible]に接したり、[illegible]之上とは[illegible]に因れる名なり。

澁川（シブカハ） 今澁川町と云ふ、人口五千、吾妻、利根二郡の陸口にあたり、信[illegible]南國への間道を扼す。高崎の北五里半、[illegible]、利根の二水は、[illegible]東に於て相會ふ。近年[illegible]より半田、[illegible]（勢多郡）[illegible]を經て、前橋の舊市に[illegible]、東[illegible]、凡四里。

[illegible]分脈に、足利宮内少輔泰氏の二男、少輔次郎義顯は澁川庄を領知し、子孫澁川氏と稱すと、東鑑に澁川武者所とあるに[illegible]、又[illegible]川[illegible]六郎あり、尊氏將軍の起るや、[illegible]、澁川[illegible]門葉たるを以て、皆家名を發す、下野足利郡小俣[illegible]、及び武藏足立郡[illegible]を參考すべし。○澁川[illegible]に眞光寺（シンクワウ）あり、天台宗、[illegible]海[illegible]、長尾昌賢の創建ともつたふ、[illegible]寺領五十石の[illegible]場たり。長尾家譜に昌賢、當寺に丈六[illegible]像安置の事見ゆ。又伴松庵、驛[illegible]の山に在り、[illegible]氏[illegible]文章に所見す。

[illegible]

伊香保（イカホ）　今伊香保山中の溫泉（古湯）澤中に在り、水澤な合併して伊香保町と云ふ、浴舍客館ありて、山中の里名傳ふれば有り、澁川驛の西二里餘、

いかほ山うへなき御代のしるしありて雲井の月もやとりけるかな、　[illegible]　敦子

伊香保溫泉考云、伊香保嶽（イカホガネ）とは高嶺、世に廣く見えたり、往古は黑髪山、赤城山（アカナ）、二ツ嶽、水澤山なとして伊香保嶽といひ、今榛名の「ミネ」と云ふも[illegible]伊香保の沼あり、いかほの名義は、「イカメシキイハホ」と言ふ詞より名づけたりとも云へり、東南西の三面は山麓原野にして耕地なし、唯北の一方に未耜を容るゝと雖、土地浮石まじりにして、磽确の田のみ、市街は村内の中央に位す、今其字を香湯と稱す、浴館六十六戸あり、海面よりの測量によれば、水澤觀世音堂三百三十九間、伊香保神社四百五十二間、二ツ嶽湯本百八十七間とぞ、此山中は中古全く伊香保神領たり、上杉家の被官長尾氏の領知に入れるより、爾後武田氏の手に歸し、近世文祿以降は高崎領たりしが、寛永九年、幕府の直轄地と爲り、以て今代に及べり、溫泉の繁昌につれて、館中に娼妓もありて、鮮實（ユナ）又は湯女と唱へしこと、寛永中已に有り、貞享中一軒の湯女二人と制限せられ、元祿中に最盛なりしにや、源氏名を湯女に附けたり、寛保三年に飯盛給仕と公稱せしめられ、娼家を揚屋と呼ぶ事と爲る、寛政年中一旦娼妓を停止せしめられ、後又免許あり、明治六年娼妓貸座敷の名稱を立てらる、十六年六月に至り、前橋[illegible]娼婦の制と爲りたり、[illegible]紋の公許あれば、其實は舊俗を改むるを得ざる也）

伊香保湯（イカホ）　鑛泉志云、伊香保鹽類泉は其噴口を吹上（フキアゲ）と云ひ八戸あり、其地は人家を距る[illegible]八町許、二ツ嶽（フタツダケ）の下なる淺間にあたる、其の吹上より湧出する者合流して、一溝と爲り、又諸館各處の浴槽へ導く、溫度は百十二度より百二十七度の間各差あり。又下流餘水は引きて田圃に灌き培養の功を助く、或は魚池に分流する者あり。湯戸十四宇、皆樓舍間を構ふ、其他客舍數十あり、東京を去る凡三十五里。〔伊香保湯は傳說、天正年間、木暮、千明（チギラ）の人々之を開くと云ふは、中興の事なるべし。宗祇終焉記にも已に伊香入浴の事を錄し、其弟子宗長も來浴して「かり衣霧や吹きほす伊香保風」とよめり。殊に湯前（ユノサキ）神社は、風く伊香保神として、萬葉に見ゆるあれば、溫泉の世に知られしも最久きことなり。名蹟志には萬葉の「伊香保呂の夜佐可の[illegible]」といへるは、湯坂なるべし、即今の溫泉の地と[illegible]り。

細川氏玉造紀程云、發澁川驛、路漸入山、[illegible]、過之則溫泉人家、鱗接櫛比於山腹、而煙氣昇騰、其[illegible]伊香保溫場、不問可知也、到泉源、諸峰合沓、亂石縱橫、泉眼數十、白煙勃々然、皆溫泉也、泉脈次者、以梘引之、注街中支分、入各戸、小者合流爲溝、衛下入家、[illegible]泉流落、以注蓄魚、其傍有水車、設機舂米、其下流灌漑田圃、可謂能專其用者。

伊加保神社（イカホ）　今伊香保湯前（タウゼン）宮是なり、延喜式、群馬郡の名神大社にして、續紀「承和二年、以上野國群馬郡、伊加保神、預之名神」とあるを始見とす、本國總社神道集には、正一位伊賀保大明神、三宮と記したり、而も本國帳、群馬郡正三位溫泉明神、同西郡正五位上溫泉明神といふをも收む、何地の湯前神にやあらん、加澤記に據れば、

上野國三の宮は伊香保[illegible]、湯前の時は[illegible]にて、是に下ては十一面觀音なり、

と傳ふ。

伊可抱嶺（イカホネ）　即伊香保山にして、上古には榛名山をも伊香保の大名の下にすべたり。又伊加保呂と唱へし例も見ゆれば、古人は單に伊可抱と云ふも、

(伊加保呂)

山名に取りしこと、想ふに足る、呂は助辭なり

伊加保呂に雨雲いつぎ可奴麻づくひととおたはふいざねしめこら、〔萬葉上野國歌〕略解云、呂は助辭なり、可奴麻は地名なり、今もあり[illegible]今按、可奴麻を地名と曰はるれど、實は聞く所なし、下野國の鹿沼とは異地なるべし、猶考へてよ。

伊香保風ふく日吹かぬ日ありと云へどあがこひのみし時なかりけり、〔萬葉上野國歌〕伊香保嶺にかみなな[illegible]それわがへにはゆゑはなけどもこらによりてぞ、〔同上〕可美禰良[illegible]の伊可抱の嶺呂にふるよきのゆきすぎかてぬいもがいへのあたり、〔同上〕

伊可保呂の蘇比のはりはらわがきぬにつきよらしもよたへとおもへば、〔同上〕略解云、蘇比は岨にてそはのことなるべし。古義云、蘇比は岅なり

いかほろやいかほの沼のいかにしてこひしき人を今ひと目見む、〔拾遺〕いかほなる物聞山のほととぎすにごらぬことにきこゆなるかな、伊勢〔夫木〕

(物聞山)

後上野志云、ものきき山とは今伊香保溫泉の東南にて、松の茂りし山なりと。

北國紀行云、文明十八年の九月盡に、長野の陣所、小野景頼がもとにて、暮秋の雨をよめる「たが前の秋の別れのくしのはの黑髪山ぞまなくしぐるる」、幾惡

(二嶽)

上野國誌雜記云、伊香沼より西に東嶽、北に黑髪山、二嶽、東に相馬嶽いと高し、（上毛地志云、相馬山の北に當り、完全なる圓錐形をなす、二嶽と稱し、峰頭三峰に分る、其の東西に並列する二峰は最も高くして、之を男嶽女嶽と稱し、最も小なるを孫嶽と稱す、二嶽の麓に當年噴火の餘燼を殘したる噴氣孔あり、今其の上に室を設け、これに微量の水蒸汽の浮石層を通して湧出するものを集め、以て人の蒸浴に供し、これを蒸湯といふ、これより北に七八町を下りて、諸客群集の伊香保溫泉あ

り。○毛遊紀程云、二嶽之下、見四五家、是以湯浴爲業者、蓄火脈之所通、有湯氣、湯浸於焦石之間、作欄於其上、人踏此、而承其氣、氣其發汗、醫療寄之功、勝于浴湯泉云。

伊香保川（イカホ） 榛名湖の決流にして、沼尾とも呼ばれ、北に下り吾妻川に入る、長三里餘。今此流域を以て群馬、吾妻の郡界と爲す。萬葉略解に、伊香保沼の一方は開けて野なり、其開けし方へ水の落るを「夜左可の須提」とすと曰はれたるは、即伊香保川なり、されど諸家の解釋不同なり、猶考ふべし。

（水澤寺）**水澤**（ミサハ） 今伊香保町の管内なれど、温泉巷の東南一里なる山腹の孤村にして、桃井村の上方一里半。觀音堂あり、坂東札所第十六番の靈場とす。○上信日記に水澤寺は千手觀音にて、莊嚴きよしやかなり、またへに六角地藏あり、立像六躰、御丈六尺餘、他に坐像一躰、二天門あり、向て堂の左に板碑あり、銘元亨四年三月廿日とありて、左右梵字をゑりつけたり、山吹日記に、この水澤は左に船尾山そびえたり、傳教大師の開基にて、昔は七寺ありしを、千葉介胤正攻亡ししとて、今は寺なしと云ふ、文徳實錄に「齊衡三年夏四月、詔上野國聖隆寺、預延暦寺別院」と載すれど、今聖隆寺あるをきかず、船尾山に在りしにや。「名跡志」に一説、聖隆寺は今の山子田柳澤寺にやと、清和實錄、貞觀元年、詔以武藏國稅四百斛、賜傳燈大法師位圓仁、於彼國建□□藏、故有此云々、圓仁即天台の慈覺になり、されど彼國とは武藏にや、上野にや、武藏にも北金剛慈光寺のごとき、天台別院あり。

利刈郷（トカリ） 和名抄、群馬郡利刈郷、訓止加利、○今金島村及び長尾村の北牧、横堀等にあたる、有馬郷の北、吾妻川の北にも渉れり。延喜左馬寮式に、上野國御牧八處を擧け、利刈を第一とす、即此地なり。今に北牧、南牧、牧村、目（モク）の橋など呼ぶは、明徴疑を容れず。（牧）後上野志に、利刈の牧は今の牧（モク）村其地ならんと云へるは、確説なり、利刈野の名は北牧にのこるとぞ。「名跡志」而も名跡考に、利刈は前橋城の邊にて、廐橋とは牧馬に因みあるべし云々。地理志料には、和名抄利刈郷、驛家郷と列記するに據り、利刈は即群馬の驛家なりと斷定し、又廐橋に援引したり。然れども驛家は利刈と相異なり、地形を觀察して、古驛と古牧の一境にあらざるを辨識するは、難きにあらざるなり。

長享二戊申歳、自角淵至白井、往路渡吾妻河、有危橋、號月角橋、曰目、其下流曰利根、地有怪石、又時見□、

往路相尋六里許、吾妻流島目之橋、派爽吹起有怪石、千尺斷岩風景奇、「梅花無盡藏」

（金井）（杢橋）**南牧**（ミナミモク） 今岡久津、金井、川島、祖母島と相合せ金島村と改む、渋川驛の西北にして、南牧の吾妻川、杢橋に至る一里半。

南牧には近世の番所ありて、江戸幕府の命に依り、高崎藩にて之を守衞し、之を杢の關と稱へたり、杢は目にも作り、牧に通ず、是れ越後路を扼せる者にして、三國峠におかれしを以て、三國街道の押へと號したり。○北越軍記云、永祿四年、上杉謙信、上州出馬、吾妻川目の橋に着、白井雙林寺の東南二十町所陣立る。

（甲波）（甲波宿禰神社）**川島**（カハシマ） 今金井、南牧等と合せ、金島村と改む、南牧の西にして、祖母島と共に、吾妻川の南岸に在り。此に式内甲波宿禰神社の存在に因り、本名甲波島（カフハシマ）なるを悟るべし。名跡志云、延喜式、群馬郡三座の一なる甲波宿禰神社は、續後紀、承和十年、奉授上野國無位、甲波宿禰神、從五位下」とあるにあたり、今川島村に在り、山吹日記に「川島の甲波宿禰神社は、吾妻川の端なり、天明三年卯七月、淺間嶽大焼にて、泥を押したる時、其元の社地は殘らず流失し、今は二三町高き所に引移さる、一説に甲波宿禰字音即川島にて、禰字は彌字の誤り歟とぞ」云々。○加島記に、上野國十二社の一を四宮宿禰明神といふ、即本社なり、然るに惣社配祀の第四は若根明神といひ、名字相違するに似たれど、是れ宿字を岩に誤れる者のみ、又甲波は加不入とよむべし。

祖母島（ウバシマ） 今金島村へ合す。澁川驛より金井、川島、祖母島を經て、伊香保川の深壑を横絶し、吾妻郡箱島、植栗の方へ通する舊道あり。是は近年の修築にて、日陰道とも呼ばる、山陰河陽を過くればなり。

（横堀）**北牧**（キタモク） 今横堀（ヨコホリ）と共に長尾村へ入る、南牧の對岸にして、近年まで三國街道の一驛次たり。此より中山宿（吾妻郡）に至る四里、峠を横堀と云ふは、古歌「ヨコホリフセル中山」の意に善く合へり、中山より布施、猿京（利根郡）へ向ふ。

天明三年、淺間山噴火、吾妻川泥流を降下し、南牧、北牧、川島の諸村其埋沒する所となり、人畜の死傷、田園の損害最も甚し、官これを憐み、金を捐てゝ賑貸し、其利を積み貯へて、備荒消災の用に充てしむ、村民これにより稍安きを得たり、後三十餘年を經て、僧金峰と村民の徒は當時の公恩を忘れ、遊惰に流れんことを憂ひ、碑を建て噴火賑貸の事を記し、以て後世に傳ふ〔小學上野志〕

天明三年、淺間山大焼に附、前橋殿より届、

一高六萬八千石程

右之田畑、燒石泥砂入、並川水堰口埋候に付、田方乾上り候村高、

高札場四所、内二所流失、二所燒石泥埋

流家、並燒石泥埋家、棟數千四百六十五軒

土藏七十所、内十三所流失、五十七所砂石埋沒
寺五所、内一寺流失、四寺砂石埋
寺社十四所、内六所流失、八所砂石埋
田畑並百姓居屋敷崩、百十九所
林二十六所、但立木押流、或は砂石埋
大堰十二所、其外損所數多、
道損五所、但間數合三千六十間、幅二間程
橋流失二十一所、川除土手崩十三所、流死五十五人、内男三十八人、女十七人、流死馬十三疋
右之通御座候以上　松平大和守内(甲子夜話)

白位郷（シラヰ）

和名抄、群馬郡白衣郷」」原書白衣とあるは誤なるべし、シラヰとよむか、されど利根郡の東に接して、白井庄あり、恐らく其地ならん。即白位の位字を、衣に誤れるのみ。中世以降、長尾氏の居館ありて、當國の名邑なりき。慶長以後、城廢し遂に常山村と爲り、僅に舊址を傳ふるのみ。

白位の位は古訓ヰにて、寧居と共にヰに當はせて假借せらる、信濃國の高井郡の高位牧は、後に高井にも改めたり、字音を假るもヰなれど、此には訓假借なり。

岩松右京大夫持國申
上野國白井保之内、白井三河入道跡、同與子等知行分、寺社共
六月十九日(享徳四年ならん)(正木岩松文書)

白井（シラヰ）

名跡志云、白井は東鑑、文治六年四月、諸大神宮役夫工米地頭未濟條々の中に「上野國白井河内分、去年冬使請取之畢、早可被遂請使也」とあるにあたる、雙林寺所藏の長尾昌賢影像記に、白井は昔時伊勢神明の御厨なりしを、建保年中より武家に渡すと云ふ、蓋ある[?]に建久四年の神鳳抄に、白井の御厨見ゆ、建久の頃に渡ししか、影像記に又曰、寶元元年、上杉氏よりこの白井の庄を賜り、同年十一月、長尾氏入部す、長尾は上杉の内管領なり、元[?]村岡忠通相模國長尾郷に住めるより、子孫家號を長尾と云ふ、長尾四郎左衛門尉景煕は、建長四年宗尊親王の供奉として、上杉掃部頭重房、鎌倉へ下向の時、其附添と爲る、云々」長尾の系譜、詳ならざる所多し、今佐木系圖には、

景爲(新五郎)　祖父景茂道心一ヶ、本領沒收、爲浪人、續上杉家、法名性阿彌、
景忠(左衛門尉)　景爲子、建武二年十二月、當方起中國司退治之時、從尊氏將軍、賜二引兩旗、上杉憲顯爲名代、右動山城國、賜木[?]、法名教阿彌、
景春(豐前守)　景忠舍弟、

と見え、影像記の景煕は景爲に當る、野史には景爲を景に作る、

正平十八年、上杉憲顯の子憲春、越後の守護となり、長尾能景之を守護代と爲り、剃髪入道して教阿と號す、憲景の子景晴[?]五子あり、長は昌景(或は景清に作る)山内の内管領なり、入道芳傳と號す、次は景雄、次は景忠、白井の内管領となる、是を景信の祖父と爲す、次は高景、總社雲泉、筑前守と爲り、剃髪して香山と號す、其他俗景の祖と爲す、次は豐景、因幡守と稱す、長尾氏分れて四家となる、日く白井、日く足利、日く總社、日く宇都宮、景忠の子景仲、景仲の子景信、入道して昌賢と日ふ、

顔異同あり、殊に宇都宮と云ふもの、何地たるを知らず、鎌倉大草紙に長尾の一族は三家あり、上州白井、總州佐野、及宇都宮に分る、佐野、大平後記大草紙別本)に上州佐野に在る者なるか、實は佐貫の誤にて、足利館林の長尾と事は同じ、

白井城址（シラヰ）　鄕白井に在り、白井は今吹屋と合せ、長尾村と改む、北牧を舊村内とすれども、北牧の東南一里、利根川に吾妻川の會するにあたり、吉川[?]須河久津の對岸なり、

上野志云、長尾四郎左衛門景煕、寶永元年初て白井庄を賜はる、景煕より景忠、景行、清景、景守等を經て、景仲入道後要昌賢に至り、威勢漸く大なり、上杉の内管領なりと雖、實に國政に預る、昌賢が子景信も、又上杉に仕へて忠あり、景信の子景春入道伊玄が時に至りて、從兄惣社長尾信濃守忠景が、上杉家の執事に任せられしを憤りて、山内に背き古河の公方の味方となり、越後の爲景と謀り、上越の地を割取す、之に因り數上杉と合戰す、伊玄死して其子景英が代に、古河の成氏より援を入て、山内に歸降して仕ふ、景英が子景誠、その子憲景が時、元龜三年九月、信玄に攻られて城を棄て、發崎の不動山に保む、天正元年、謙信城を取還して、憲景還住す、憲景一色齋(一に一非とも云ふ)と號す、瀧川一益に從ひ、後又小田原に降る、天正十八年、子政景籠城、加越の軍勢之を攻むるに、政景降伏、長尾氏亡ぶ。(徳川家江戸入部の初め、本多豐後守康重、白井城を賜はり、同十萬石、慶長六年、子康重參州岡崎城へ移り、白井廢す)(名跡志云、永享十年、鎌倉持氏、上杉憲實を誅せんとす、長尾景仲謀を以て、已が領分上州白井へ憲實を移して害を逃る、結城戰場物語に、永享十年、上杉安房守憲實は上野國へ逃下り、俄に城を構へける、云々、後太平記に上杉安房守憲實は、上野國白井に楯籠る、持氏之を攻め、結城、千葉、小山、佐竹、河越等、城を圍みしに、京勢白井に著、憲實白井を立ち鎌倉に寄る、云々、影像記に、享徳三年、上杉憲忠鎌倉に於て故なく生害、昌賢鎌倉に入れども不叶して、白井に引退、越後の上杉顯定を招出し、白井城に籠り、將軍家へ訴へ、再び鎌倉を攻る、越後の上杉房定父子、昌賢父子に加勢、成氏不叶、鎌倉を落て古河へ走る、云々

北越軍記云、元正元年、上杉房顯(管領山内家)武州五十子陣中にて逝去、子息なきにより、長尾左衛門尉

昌賢才覺にて、越後國主上杉相摸守房定の二男、四郎顯定を迎取、房顯の跡職とし、越後と上野の境、異窟と云ふ城に楯籠合戰、(こゝに異窟とあるは疑ふべし、白井と同異如何)關東八州元の如く退治す。○文明十八年北國紀行云、越後より三國峠を越え、斜陽の日は上州白井と云所にうつりぬ、則藤戸部定昌ぬし哀憐を施さる、十三夜には戸部亭にて、松間の月を云々、十一月末に、上野の堺近き越後の山中、石白と云ふ所に、藤房政にたくへて、旅路をもよほすべきよし侍しおば、白井の人を餞別す、云々、廿七日山の雪にむかひて、朝立侍る、利根川をはるかに見侍りて、

ふりつみし雪の光やさそふらん波よりあくる天のとね川、　堯惠

名跡志云、藤戸部定昌は上杉氏にて、民部大夫と云しなるべし、戸部は民部の唐名なり、藤は上杉藤原氏なれば、藤戸部と書るも理なり、鎌倉大双紙に、享德四年、越後の守護上杉民部大輔定昌を、上州へ招き、云々などあるに當る。○北越軍記云、永正六年、越後の守內長尾爲景逆心しければ、上杉顯定越後へ發打入、白井の上杉五郎憲房も顯定と從弟なれば、八千餘にて同く發打入、七年顯定討死、憲房は故憲實の二男民部大輔の嫡男なりければ、關東中衆議一決して、顯定の養子とし、兵部大輔と號して、上州白井に在城、則永正十五年の勅定にて、管領になさる、

名跡志又云、昌賢影像記によれば、元龜三年八月、武田信玄白井領へ亂入、岩井堂の舘を攻め、小野子庄に攻入り村里を燒拂、横川に寄居取立、柏原の舘を築き、伊香保の北に寄居を構へ、滿川に放火し、東上州へ發向、沼田廐橋の通路を妨げ、同九月武田勝頼白井城を攻め、憲景入道不叶、白井を退き不動山の舘に入る、天正元年三月、越後勢、沼田、廐橋の大軍を以て白井を攻め、甲州の城番を討取、一井齋敵城と云ふ、天正十八年、權四郎政景、小田原の命を受け籠城、同年四月、寄手滿川の人家を壞て春川を筏に渡し、數萬騎を引越、白井城を攻め、又東上州より攻來る勢は、發崎の舘を乘取、彼舘より鐵砲を放かけ、此時寄手の四の丸へ火をかけ、三四の丸を乘取、然れども猶城堅固なり、寄手扱を入れ、政景降る、四月十五日開城と云ふ。

北越軍記に、長尾權四郎景秋は上州白井の住人、代々上杉の家老の隨一なり、と云ふは白井の誤なり、管窺武鑑には「天正六年、越後にて景勝景虎取合の時、上州には館林の長尾新五郎、白井の長尾景義等、大方は景虎方を存す」と載す、影像記の人名と相合はず。○關八州古戰錄云、上野の國白井の城主、長尾左京亮景春入道一靜齋は、祖父昌賢(左京亮景信)父伊玄(四郎太郎景春)より、三代の間、管領家の腹心にして、諸臣に超たりと云ども、近年家衰に及び、剩へ病身に付て、世事を遁れ隱居したりけるが、猶其智長野信濃守業正に相譲し、終には平井の管領家も氏康の爲めに亡國せらるべきを察して、此方より出馬有て、小田原を退治あらん事、火急の先務なりと、諫言數度に及ふ。○加澤記云、天正十一年四月、白井の城主長尾左衞門憲景一井齋卒去、嫡子左衞門輝景、人となり頑嚚なれば、長尾の家も此人にして亡ぶ。

吹屋(フキヤ)　(源空寺)(空惠寺)　白井と北牧の間にして、吾妻川の北岸に居る、源空(ゲンクウ)寺在り、淨土宗。又臨濟宗長家派の空惠寺(クウケイ)、これは山吹日記に「白井、東南に城跡あり、吹屋空惠寺に、長尾氏代々の墓あり、墓誌、古きは文永七年二月七日、應永三十年八月十四日、文安三年二月廿日、寛正九年、文明五年六月二日、永正十一年八月廿四日、是は伊玄入道なり」一云々とありて、寺領十八石。○慶長九年、德川氏朱印狀に、群馬郡白井之內五拾石、源空寺領之事、牧野駿河守所寄附、云々。

雙林寺(ソウリン)　白井中郷に在り、卽吹屋の北なり、此寺は寶德二年僧正文の開く所にして、白井城主長尾景仲入道昌賢の建立とす。上杉長尾氏の盛大にあたり、其管國上野、信濃、越後、佐渡所在の曹洞派を總べしより、今に其末門多し、寺領は三十石なりき。

長享二戊申秋九月、歷觀白井城中、亦管領上杉顯定所守也、有澗下精舍、脚力倦、不及扣之抹過、(原注雙林寺)

屋如京洛地如槃、遺恨今無冬牡丹、旅底聊斟盃味薄、洞宗禪不及相看、(梅花無盡藏)

子持山(コモチ)　(子持神社)　白井の北嶺にして、舊火山なりと云ふ、利根川を左に帶び、吾妻川を前にし、右は小野子山に連なる。北牧、横堀より中山宿に向ふ山路は、此子持山の西を踰ゆる者とす。

名跡志云、中郷より子持山に登る、東に双林寺あり、境內を登る二十町許に、子持明神の社あり、(加澤記に、上野國十二社の一とす)永正十二年の古鐘を置く、本國帳に、群馬郡子持明神從五位下とある是なり、又子持山は八雲御抄に見えて、國名を記さず、藻鹽草秋寐覺等には未勘國とす。(駿河國子持坂を合考すべし)

兒毛智夜麻わかかへるてのもみづまでねみとわはもふなはあどかもふ、(萬葉)子持山谷ふところにおひたてて木々の葉ぐくむ花をこそ見れ、

歌名所の本據は此とも推し難しと雖、同名の因みに舉ぐるのみ。

上白井(カミシラヰ)　今中郷と相合せ、白郷井(シラサトヰ)と云ふ新號を立つ、陋惡を極むるしわざなり。○上白井は白井の北凡二里、利根川の西岸に在りて、勢多郡津久田村に對す、利根郡沼田の南四里。

吾妻郡

吾妻郡（アガツマ）

碓氷郡の北、群馬郡の西にして、吾妻川の山谷を云ふ。地勢一區を成して、面積凡七十三方里、上州諸郡の最廣境とす。而も人口八萬、諸郡の最少額とす、町村數十四、中之條に治む（本篇は地理の恰好に相して、小野子村を群馬郡より本郡に移したり）

吾妻は和名抄、阿加豆末と注し、三郷に分つ、近世は隣郡群馬、利根と相洗ふて境界移動あり、檢地高は一萬三千石といへり、上古の東國と云へる蓋此地とす。○國郡沿革考云、吾妻は倭武尊東征の時、甲斐國酒折宮に居り、歌を以て侍者に問ふ、燭を秉る者之を續く、因て賞して東國造となす、即此地なり、

景行天皇紀曰、日本武尊至甲斐國、居于酒折宮、是夜以歌之問侍者曰、耶比波利云々、時有秉燭者、續王歌末曰、伽餓奈倍氏云々、即美秉燭人之聰、而敦賞。古事記曰、是以譽其老人、即給東國造也、

正保圖我妻に作る、寛文中之を改む。○上野名蹟志云、吾妻氏は、東鑑に上野國には吾妻の郷吾妻太郎とあり、承久記同じ、吾妻記に源氏を數ふれば、上野の國には吾妻云々、武家系圖に、吾妻は藤原姓秀郷三代尊光の孫、太田別當下野守武行の孫、家助、吾妻權守、上野介、其子重廣、吾妻權守と云ふ、信濃源氏村上の中にも、吾妻五郎親基と云ふ人見ゆ、されば本郡には古來二流の吾妻氏ありて、東鑑なるは源姓か、近く永祿の頃まで相續せし一家は源姓にやあらん。

吾妻記、源氏揃の文に「常陸國には志太の三郎先生よしのり、佐竹の別當正よし、上野國にはとね、あがつま、是は國を隔てて遠ければ力及ばず」云々。

地理志料云、本居氏曰、吾妻訓阿賀都麻、而日阿豆麻者、其高倉集註已曰於能豆麻、吾君訓阿我岐美同、仁賢紀弱草吾夫何怜矣、注此云阿我図摩挎耶、挎耶歎息辭、今謂山東八國曰阿豆麻、本訓爭阿賀都麻、蓋吉言之遺也。

吾妻川（アガツマ）

水原は吾妻屋山、鳥居峠に發し東流す、三原野の中を貫き、長野原に至り入山川を容れ、中之條に至り山田川、名久田川を容れ、群馬郡澁川驛に至り利根川に會ふ、長凡二十里、山中に鑛泉多く、皆本川に灌注するを以て、平常と雖、水色[illegible]、沙石皆[illegible]し。

小野子（オノコ）（村上）

今村上と合せ小野上村と云ふも、本來は小野子の上村下村と二つに分れしにや、吾妻川の北岸にして、北牧の西に並ぶ。地勢は全く吾妻郡の峽中に在れど、今は群馬郡の管内とす、澁川驛へ三里、中之條へ三里。

西考、村上は此山の石の奇異（クシビ）なるに由り、古人之を湯津（ユ）石村（イハムラ）の神と崇めけるが、やがて地名に移り、村神と云ひ、村上と爲れるならん。（常陸新治郡村上の龍神山を合考すべし）湯津岩村とは、五百箇磐石村の義にて、其石神を村神と云ふ。

小野子山（オノコ）

小野子村の北嶺にして、東西に連亘し、東は子持山に至り、北方へ脉を延き、西は漸く降りて市城（イチシロ）野、名久田川に盡く、伊香保榛名の南山と相對し、吾妻郡の峽口を扼す。○小野子の村上（此地に鹽類泉あり、溫八十五度、治害あれど、浴者多からず）と市城の間の邊、山峰皆石、奇絶壯觀、千態萬狀、岩樹紅葉點綴して、岩井堂を畫く。一怪岩の邊に佛堂あり、故に岩井堂と曰ふ、岩井は即磐居の義なり。○後上野志云、村上村の西に峻岨の岸岩あり、其南は吾妻川の淵に臨み、淵に傍ひ一條の通路あり、古へここを以て白井の關門として、子城を置きしなるべし、元龜三年、信玄岩井堂の保障を敗るといへり、岩井堂は市城村の東、怪岩の下にあり、關氏の二重の堂なり、堂背は岩に連り嶮たり、階子を登りて眺望すれば、景色大に佳なり、本尊は破壞せし石像の觀音なり、此堂は近世桑門ありて之を建つと云ふ、然れども古へより堂ありて、其遺址に就き立てしなるべし、此堂の少西、吾妻川の水中に、奇石屹立す、すべて崩崖倒石の奇にして景致の美なる、此を以て當國第一となす。（岩井堂）

市城（イチシロ）（市代）

小野子の西にして、今中之條の管内とす。延喜式、當國御牧九處の一を市代と云ふ、即此地にして、水南に新巻の地名あるも、徴據に足らん。又吾妻氏の祖、藤原武行は太田別當と稱したるも、太田郷に居り、市代牧の別當たりし故なるべし。其古牧は小野子山より箱島山にも及ぼし、群馬郡利刈牧と相隣比せるならん。細川氏採訪餘筆云、隔吾妻川、北望石山、甚奇、曰佐久間山、在其西者曰祇堂、在兩山之北、東高者、曰市城山、市城之東、一峰最高、曰十二嶽、在十二嶽之東者、曰啼山、石山之東、小山頂圓、曰兜山、合而稱之、曰村上山、山下之村、曰村上、故有此名、澁川抵市城村、路右之山、即前所望石山、近而觀之、純石壁立、巖矮松、古苔緣之、老藤纏之、生石長生甚多、遊者爲亭、闊者爲室、凌虚抵輿妙義中嶽相類、惟其欝而微耳、然地僻川、山水相映、又妙義之所不及焉。

箱島（ハコシマ）

今五町田、奥田、吉澤（ヒザハ）等と相合せ東村と改む、吾妻川の南岸にして、伊香保、榛名の諸山峰の背陰

に居る。中之條の東二里半、群馬郡白井島と伊香保川の深谿を以て相分つ。

植栗（ウヱグリ）今小泉、岩井等と相合せ大田（オホタ）村と云ふ、箱島の西にして、中之條の南に、吾妻川を隔て相對す。

羽尾記に、吾妻八騎の一家を植栗とす、此に在住の武士なりけん。○加澤記云、湯野兄弟より部内士卒員數の義、向後我等兄弟の計に可任と申されければ、昌幸の返答に、武光年約書申ごとく、貴方へ可任置事なし、然れども鎌原、湯本、植栗、池田、西窪、西久保、横谷七人は除き、其外は在々の代官たるべしと、御返事有ければ、七人を付られざる事心得がたしとて、逆心の企顯然たる旨、彼七人の加判にて、湯本、鎌原の者より、天正九年十一月上旬に注進あり。

岩井（イハヰ）今太田村と改む、長昌寺に貞和五年の石碑あり、傳說雜記に、是れ足利尊氏に従ひし吾妻大田某行盛の墓なりといへり、子孫永祿の比まで相續せしとか。

大田郷（オホタ）和名抄、吾妻郡大田郷、訓於保太。○今詳ならずと雖、大略を以て之を推すに、植栗（今大田村）原町、岩下、大戸等に亘り、郡の東南を指したるごとし。大田別當武行の事は、吾妻郡、及び市代の條に參考すべし。

名跡志云、武家系圖に吾妻氏は藤原姓、秀郷三代の孫、兼光より第三代の孫を、大田別當武行とし、下野守にも任したり、武行の孫助光は、副吾妻四郎と稱し、上野介に任せる人也、其子孫は代々吾妻權守といへり、武行は吾妻郡大田に居りしにや、東鑑に見ゆる大田長部大夫も其後裔なり。○按、武州埼玉郡にも大田郷ありて、中世には大田下河邊庄と連稱せらる、大田氏は其等上古武州の南大田を領したる者なるべし。

原町（ハラマチ）今原町は吾妻川の右岸なる金井、川戸なれ等と……すれど、元は左岸にて、中之條の西南半里なる村

坊とす、大地藏高五百七十米突とぞ、此地不動尊に硫黄性湧泉あり、六十度許。

原町善導（ゼンダウ）寺は浄土宗の古刹とす、開基上人當寺陀羅尼注記に「大永五年、於上野國吾妻郡善導寺、龍開之後、良賓上人之を書寫、比丘某」とあり（上野志）。○加澤記云、貞治元年春の頃、實覺、圓光、義円三人、此處に來り住き、其頃當庄の地頭なる、大戸殿足公より其一代の歸依、吾妻太郎某の鐙光とて、太田の莊に居住ありけるが、三人の僧を饗應走有り、武中義円上人は岩櫃の鬼門反土に、一宇の堂塲を建立有て、無量山善導寺と號らる是なり、康應元年に遷化、圓光上人は青山近道寺と號し、後に他山し、武州にて一寺を開き給ふ、道覺上人は山田の善福寺をひらき、貞治元年遷化し給ひけり、其舊所は反町の邊、昔の社の邊に一宇の阿彌陀堂あり。

（善導寺）

岩櫃城址（イハビツ）原町の西、吾妻山に在り、吾妻氏の遺墟とす。○小上野志云、原町の西に岩櫃城あり、建久以來吾妻氏之に居たり、其後に及び、下河邊行家代りて吾妻氏を滅す、其後行家、齋藤某の里見氏と兵を交へて敗れ、自ら刎ねて死す、時に其子千王丸幼稚なり、纔に重圍を脫し、榛名山の僧房に隱る、長じて上杉憲顯に謁し、名を憲行と命ぜらる、後舊臣を集め、兵を擧げて里見氏を討ち、父の仇を復して、岩櫃城に入ることを得たり、傳へて五代の孫齋藤憲廣に至り、真田能登守に逐はれて、越後に走る、能登守是れより沼田城主真田昌幸の命を以て之を守り、元和二年廢毀せらる。○名跡志云、岩櫃城は郷原村なり、舊上野志には郷原村と云へり、關東古戰錄に、永祿四年、上杉謙信沼田倉内城を攻落、依て岩櫃も降參し、齋藤、吾妻一黨に麾下に屬すと云ふ、羽尾記に羽尾入道幸全三男、海野能登守幸光は、天正七年七十三にて死す、其跡は某寺を引き荒島を乘り、新當流の兵法に達し、力百人に對し、勇猛の士なり、中年信玄、勝頼に仕へ、七十にあまり、生國吾妻に歸り居れり、其頃岩櫃城には、上杉景勝より齋藤攝津守と云ふ者を城代とす、能登守が武勇妙たるを知り、能登守を招き、客人として本城に居所こしらへ入れ置けり、或年の正月、年上にて能登守刀を拔き、齋藤が顏さもにくさうに指出す、齋藤此分野を見て、あはて驚き、裏門より退出し落行く、爰に於て能登守は吾妻城主となれり、云々。

岩下（イハシタ）今郷原（ガウハラ）、矢倉、松谷、三島、原田等と相合せ、岩島村と改む。原町の西二里、岩櫃山の南なり。應永寺あり、岩櫃城主吾妻氏、應永中の創始とぞ。

細川氏探訪餘錄云、郷原村有見石山嘯立、是爲石櫃山、絕壁屏峙、高數百尋、日屏風岩、北市（イチシロ）城、諸山亘高、而地勢深阻。

岩下と原町の間に郷原、矢倉あり、共に吾妻川の左岸とす、郷原の一古墳より、近年曲玉、管玉等を出せることあり。○傳說雜記云、矢倉（ヤグラ）村鳥頭大明神の鰐口に「吾野臣海野長門守幸光、天正六戊寅今月今日」と識す。（羽尾記に、幸全二男幸光、云々）

（矢倉）（郷原）

松谷（マツタニ）岩下の西北一里、温泉あり。鑛泉志云、川中湯は鹽類泉に屬し、温九十六度、水中の沙石間に湧出す、元祿中より之を開き、浴舍一棟あり、前橋を距る十四里、川原湯へ一里半、松湯は川中湯と共に松谷村に在り、山腹に湧出す。

三島（ミシマ）今岩下と合せて、岩島村と云ふ、吾妻川の右岸にて、郷原の南なれば大戸へ近接す。

大戸（オホド）今萩生（チギフ）、本宿、須賀尾、大柏木等と相合せ、坂上（サカウヘ）村と改む。岩下、三島の南なる山中にありて、亂峰四周し、別に一界を爲せり。榛名山の西にあたり、高崎、室田より烏川の谷を上り、北へ權田柴を横ぎりて、

替り、大戸に通ず、是山道は昔も草津往來として、諸書に見えたり、原町（二里）、宗田（群馬郡）へ六里、草津へ六里、古は此に關を置かれ、大戸關所といへり。

仙人窟、吾妻志畧云、大戸驛北半里、小山東寺、窟岩奇險、叢林空曲、古祠脩篁、風物幽寂、岩下淸泉、石岩上仙、[illegible]、一水如帶、清淺纔其足、窟一間僧山犹遊仙、土人謂之洞窟山、即仙山之[illegible]路造に「永正六年、九月十六日、大戸より草津に行て、亦しも廿一日大戸へかへり出ぬ、浦野三河守宿所にやとりぬ」云々、（上信日記に、大運寺の右に城跡あり、永祿の頃、大戸三河守住むと）後上野志に、大戸に仙人が窟と云ふあり、仙人の住みし跡とも、千人を納るとも云ふ、窟の中に石佛ありと、云々、上信日記に、三百餘級の石坂を登て窟あり、入口高さ三丈許、東西十間、南北二十間ばかり、云々。○加澤記云、天正十年九月、眞田信幸は、仙人が窟の下、淨土寺の堺内に御陣をすゑられ、城中を見給ふに、榛名山の麓へ[illegible]色見えければ、小田原衆、裏門より落行しと覺えたり、云々。除封錄云、上野國吾妻郡大戸一萬石、[illegible]前守成定、元和元年七月、大坂の役城中に內通せしを以て、除封せらる。

（仙人窟）

本宿（モトジユク）

今坂上村の大字とす、大戸の西二里。○續泉志云、本宿の溫泉は溫百零九度、鳩湯と稱へらる、泉數二箇、[illegible]に湧出す、浴舍二戶あり。

須賀尾（スガヲ）

今坂上村の大字とす、大戸より本宿、須賀尾を經て、西北へ山嶺を横に踰え、長野原へ出づ、即草津路なり。

高崎[illegible]草津、十五里四町、[illegible]、日[illegible]山、日二倉、日[illegible]田、日大戸、日須賀尾、日長野原、[illegible]

當山間小[illegible]色、[illegible]、日須賀尾、日[illegible]、[illegible]

自大戸間[illegible]、[illegible]、出于立石、[illegible]

立石何崔嵬、[illegible]入百折[illegible]、一步即萬仞、[illegible]、

儼然得[illegible]野、[illegible]間、[illegible]不生樹、[illegible]雲往還、

岨枝叉罷髮、黄菊啼其間、秋風[illegible]次序、野花一時[illegible]、

非啻[illegible]絲苦、[illegible]得[illegible]大觀、西對淺間嶽、[illegible]名山、

長野原（ナガノハラ）

今川原湯、林、[illegible]、羽尾、行屋、應桑等をも合せ、長野原町と云ふも、山間散在の離落にてさす、岩下の西三里、須川は北より來り、此にて吾妻川へ入る。即草津、大笹、大戸、岩下、四方の交會なれば、[illegible]宗を成し、因りて町と呼ばるゝのみ、古の三原野の中なり。

川原湯（カハラユ）

長野原と松谷の間、吾妻川の南岸に在り、硫黄泉、[illegible]四所、大湯（溫百五十九度）虎湯（溫百四十九度）日の湯、[illegible]の湯を主として、他にも湧出する所あり。此溫泉は浴客の來集、草津、四萬に次ぎ、吾妻の名湯に數へらる。一書に「河原湯はいと熱し、浴客は藤蔓なをげ渡くに取附て、それを力には入る」云々、とあるもここなり。

林（ハヤシ）

川原湯の西、長野原驛に接する小部落の名なるが、古の拜志（ハイシ）牧の遺址にや。延喜式、左馬寮御牧九所の一なり。名蹟志には、利根郡にも林庄の名ありとて、彼地に擬したれど、原書記載の次第は、久野、市代、大藍、拜志とあり。久野は長野の謬にて、利根郡に擬定せられて、市代以下の三牧は、吾妻郡と判斷せらる、即長野原の林に擬引せらるゝ也。

（拜志）

羽尾（ハネヲ）

又羽根尾に作る、長野原の西一里餘、戰國の頃、信州小縣郡海野の一族此に據り、羽尾氏と稱へ、郡內に雄張し、遂に吾妻氏に代れり、[illegible]羽尾記にも見ゆ。即三原庄司の舊跡也（一說、延喜式に載せし潘尾御牧を此に擬す、潘尾一本に治尾と作し、ハチヲ、ハネヲと音近きを以てなり。

加澤記云、吾妻三原の地頭、海野の末葉、羽尾治部少輔景幸と云し人あり、嫡子は羽尾治部幸世道雲入道、二男海野長門守幸光、同能登守輝幸と申しけり、道雲入道は生害あつて、舍弟二人は[illegible]に屬しけて、齋藤没落の後、甲斐へ出仕あつて、三原[illegible]あつて、天正三年変の頃、岩櫃の城を預けられ、吾妻の守護代となり、輝幸の嫡子中書幸貞は、矢澤薩摩守綱頼の聟に成て、眞田の婿姉なり、幸貞の妹二人あり、原監物、[illegible]右衛門尉の妻女也

應桑（オクハ）

今長野原町の管內なれど、羽尾の南一里にて、淺間山の裾野、六里原の中とす、此より淺間の山頂へ五里、又大桑に作る

淺間山（アサマ）

信濃に跨り見す、長野原驛の西南、應桑の南方に峙立し、晴空には常に噴煙の昇騰を望む、

標高二千五百米突許

淺間山の山背は裾野を成し、六里原（ロクリ）と云ふ、白根山の山陽なる裾野と相合せ、謂ゆる三原（ミハラ）の大野を成すものとす。此山峰の爆發は、日本紀畧「天仁元年戊子、上野國[illegible]い、自七月至九月、淺間峰燒、降砂石灰燼、埋沒田疇」一などあるを見れば、古代にも其例あり。近世には天明三年七月の爆發あり、石礫泥土、六里原を滑り下り、吾妻川へ押出し、利根川に至るまで、其災異を被れり。

甲子夜話云、當月九日、淺間山焼吹出候、其厚さ當程降候處、六日暮六時より、同八日未刻迄、晝夜共震動雷電大絕間、石砂降、七日午刻より申刻過迄、二時半ほど、闇夜の如く、行燈挑灯にて、通用諸相達申候、石砂厚さ一尺一寸程積、或溜候は一尺四五寸も有之候、小家は多押され、田畑作毛は不及申、青草も無之、牛馬の飼料無之、[illegible]往候。

本國舊に、吾妻郡從三位淺間明神を載す、何地に祭られしか、尋ぬべし。

雲ばれぬ淺間の山のあさましや人の心を見てこそやまめ、〔古今〕いつとてか我戀やまむ千早振あさまの嶽の

（六里原、淺間峰）

煙たゆとめ、〔拾遺〕
和漢三才圖會云、淺間山、高四里半、腰以上常燃、南麓煙無休期、盤石燒飛、如浮石、絶頂凹、南低火散、每四月八日、潔齋登山、人皆以竹百杖木携上、以淺草鞋、防火氣也。信濃地名考云、淺間嶽、絶頂大坑、常烟立上、有硫黃坑、廣凡三百間許、坑中滿黃氣靄、時地火突發、大石ほどばしり、砂石を下し、麓を燒く、其音數百里を震動す。

三原（ミハラ）（三原野）

舊庄名にして、吾妻郡の西なる淺間、白根の間なる曠野に、御牧の名ありしに由る。吾妻鏡の拜志、大笹の御牧にあたり、大田郷の西、鳥居峠に至るまでを總稱す。後世は特に三原の村名を立て、長野原の西三里、吾妻川の北岸に其號あり。今は更に鎌原、西窪、大前、大笹、千俣、田代等を相合せ嬬戀（ツマゴヒ）村と改む。
俗説、三原とは河原、長野、鎌原の三所を總稱すと云ふは謬れり、三數の義にあらず、御牧の原のみ。
後上野志云、三原は河原、長野原、鎌原なり、鎌原に頼朝卿三原狩倉の宮居あり、東鑑「仁治三年三月、海野左衛門尉幸氏、與武田伊豆入道光蓮、相論上野國三原庄、與信濃國長倉保境事」云々、長倉とは淺間山の南にて、今の沓掛、輕井澤の邊なり。○曾我物語に、建久四年、上野國三原の狩倉あり、右幕下頼朝、三原の野をからせたまふに、空かきくもりければ、
きのふこそあさまはふらめけふは又みはらし玉へ夕立の神、　梶原源太景季
かくてはれたり、頼朝御感ありて、淺間の麓にて、五百餘町源太に給ふ、又狐北をさして飛ぶ、誰か仕ふまつれとあれば、
夜ならばこう〳〵とこそなくべきにあさまにはしる晝狐かな、　武藏國住人横山黨愛甲三郎
二品御感ありて、上野國松井田三百町賜はる、云々、東鑑に「建久四年、三月廿一日戊子、將軍家爲覽下野國那須野、信濃國三原等狩倉、今日進發給」、是信濃に非ず上野なり、又曰く「四月廿八日甲子、將軍家自上野國還御、此間於式部大夫入道上西新田館、御遊覽、自其所直還御云々」三原野に狩し玉ふ事は見えず、されど曾我物語に見えし如く、其間に三原の狩もありて、かへさに新田への御立寄ありしを、三原の狩の事をば東鑑には記しもらししなるべし。○小學上野志云、源頼朝三原狩獵の事、當時の遺跡、今猶存するもの多し、草津御坐湯は、頼朝の浴したるに基きて、此稱を得、また應桑村の南に、御所平と稱する地あり、頼朝の陣跡にして、今その地の字を狩宿といふ、猶他に馬場、物見坂、木戸澤、鷹蘗、網張等の地名を存す、皆當時の縁故に依りて名けし所なりといふ。（史學雜誌云、文祿四年、豐太閤は草津湯治の教令を發したりしが、其事は果さずして止みぬ、淺野家文書に、當時の教令四通存し、其一通に大津（江州）より木曾路を經て、草津まで百五里と道程し、中にも信州福野より、眞田六里、眞田よりかん原（蒲原）七里、かん原より草津八里と載す。

鎌原（カマハラ）（蒲原）

又蒲原（カンバラ）に作る、今嬬戀村大字三原の西南にして、吾妻川の南岸なり、淺間山の直下に居り、登路五里。地誌提要云、淺間山北の方、鎌原村の南に、梛（ナギ）の御林と名附て、二里餘の大林あり、大木は片挺廻り、丈は十二三丈も有、從往古斧を不入、然るに天明三年七月八日、同五ッ時、右の林押立、眞直出し、大木根貫に泥と共に忽出し、高さ何丈と云事を知ず、凡三里程あり、夫より長野原邊は四里程に見え、山林人家、一面の泥となる、鎌原は人數六百七十人餘の村なりしが、生き殘るは拾九人其餘は皆流失せり、同じ麓成しか共、山陽田代、大笹は難なし、夫より北上川吾妻郡四拾二ケ村押流され、草木山川跡形もなく、曠々たる石原と成る、鎌原村の南に、小山の如き大石押出しあり、其外五拾間二拾間程の石は、數多なり、遙かに北東へ下り、行谷（ユキヤ）村といへる所の鎮守の森に、七抱廻りの樫逆樣に立、根を其儘上にして有、如此の變なれば、人馬の流死數不知。

西窪（ニシクボ）

今嬬戀村の大字なるが、鎌原の西、大前の東なり。羽尾記に吾妻六黨とは湯本、鎌原、横谷、植栗、西窪、河内の家々なりと云ふ。

大前（オホマヘ）（萬座）（高井山）

今嬬戀村の大字とす、三原の西一里半。大前より北へ三里、千俣（ホシマタ）の山中に温泉あり、萬座（マンザ）の湯と云ふ、萬座山の麓なればなり。泉竅は數所あれど、浴舍の設備完からず、其中に百七十九度の最熱湯あり、硫黃性に屬す。萬座山は信州にては高井（タカヰ）山と呼び、古は噴火せしこと、歌詞にのこれり、
そのままに止みなはつらん信濃路や高井の山の雲のそめは、〔歌枕名寄〕　衣笠内大臣
一書に、萬座山に硫黃を採れることを載す。

大笹（オホササ）（大篠）

今三原の諸村と相合せ、嬬戀村と改む、信州路は中之條、原町より長野原、羽尾、三原、大前等を經て大笹に至る十一里、田代を經て鳥居峠まで三里、即上信の交界とす。
大笹は近世幕府關柵を置きて、通路を監視したる所とす、或は狩宿御番所と呼びたり、されど季世には停廢せられたり、其年時猶考ふべし。○北越軍記云、慶長五年、小山陣の時、眞田安房守昌幸は犬代宿（野州）より引返し、沼田（今按、沼田には非ず新田なるべし）より赤城山の麓を通り、大篠と云所の町へ火をかけ、其明りにて鳥居峠を越、此所にて名ある百姓三人を、二男左衛門佐殺害す、○延喜式、左馬寮御牧九所の一は大藍と云へり、オホアヰとよむか、されど原書の次第、市代、大藍、拜志とあれば、吾妻郡内にて、大篠とあるべきを、篠字を藍に誤りたる如し、（政事要略には大鹽に作るも從ひ難

し）大篠（篠篠訓同し）の名の三原の中に存れるは、偶然にて[illegible]

田代（タシロ）　今嬬戀村の大字とす、大笹の西一里餘、鳥居峠の下とす。[illegible]、戸數百十六、[illegible]の南に里[illegible]、[illegible]山の下に[illegible]、[illegible]約四千尺。〔鑛泉志〕

鳥居峠（トリヰ）　田代より登ること二里にして頂上に至る、即本郡と信州小縣郡の境界とす、更に降ること二里にして眞田に達し、又四里にして上田に達す。後上野志云、慶長五年、[illegible]會津征伐の時、眞田安房守も供奉す、野州宇都宮まで進發の處、石田三成逆意を聞き、安房守は手勢を引具し、途中より引返し、吾妻山中を經て、大笹の宿に火を掛け、其を明りにして、鳥居峠を越て、信州上田の城に入り、秀忠公の御進發を支へ奉る。○名蹟志云、鳥居峠は吾妻嶺山の山路なり、大笹、田代の奥にて、信州大日向へ越ゆる嶺なり、右の鳥居、右の小倉二所ありて、倭武尊、弟橘姫を祀り、吾妻權現と稱へ奉る、此嶺は即倭武尊の越えたまひし道の舊跡と云ふ、太古にはすべて峰續き、此邊まで碓日と呼びてありしを、倭武尊吾嬬者耶の御言ありしより、此邊を吾妻とも云ふこととなれるなるべし。○陸路記云、倭武尊の過ぎたまひし碓日坂のことは、吾妻郡田代村の坂にて、そこに尊を祭れる社もありとぞ、已れ國圖によりて思ふに、今[illegible]と云ふも、田代峠といふも、古へは其に碓日なりしを、吾嬬者耶の御歎により、田代の方を吾嬬と云ひたりしを、後には郡名とし、碓日はもとのままにのこしたる名なるべし。

いきの[illegible]、[illegible]東方の[illegible]なければ[illegible]、ら[illegible]、[illegible]、[illegible]アヅマの國に[illegible]、[illegible]を[illegible]も[illegible]のなり、日本武尊の故實より出てたれば、上野國の碓日の坂を云ふ[illegible]。

吾妻屋山（アヅマヤ）　又四阿に作り、又吾妻山と云ふ、鳥居峠の北に高峰を起して、[illegible]、峰頭は四阿の形をし、俗に富士様、又嶺の[illegible]、濱尻、はた鹽尻とあるも同形なり。[illegible]二千三百六十米突、東北は高井山、白根山を望み、東南は淺間山を望み、此諸山峰は相連續して、上信の界を限る。[illegible]名等にも[illegible]吾妻は、元此四阿狀の山より起れるなり、和名抄、屋宅部に、

（四阿山）

四阿、唐令云、宮殿皆四阿、辨色立成云、四阿、安都末夜。○箋注云、按考工記匠人職云、殷人重屋四阿、注四阿若今四注屋、四阿之名、始見於此、[illegible]、賈疏、四阿時殷屋、四行流水、亦是也、四行流水、則屋上四隅、各必有阿、故云四阿、阿大陵也、安都末夜、見催馬樂、古今六帖早歌、源氏物語、[illegible]上古貴人之宗、如俗所謂切妻、兩下[illegible]、[illegible]宮之制、即其遺象也、其民屋皆為四注屋、如今俗呼方椿造者、民屋之制、至今猶然、故謂四阿為阿都末夜、蓋渉[illegible]屋之義、後拾遺集、[illegible]歌「東屋の芒がした臥」金葉集、[illegible]歌「東屋の芒[illegible]のきば」皆可證、東屋之為草葺民屋也、其[illegible]四阿者、有[illegible]、[illegible]民屋之四注屋同、

あはれわがつま、あづまやのまやのあまりの雨注ぎ、我立ち濡れぬ、其の戸開かせ、「催馬樂」

抑四阿狀の山にアヅマの名を負はするは、此のみにあらず、[illegible]にあり、[illegible]には[illegible]へ顯れ、又東方の大名にも呼ばるることとなれるは、[illegible]日本武尊の故實に因りての事とす。但し尊通過の坂路は、必しも此地なりと爲すを須ゐず、上古早くアヅマ山より出てたるアヅマの名あり、其[illegible]に在りけるに依り、[illegible]日坂に登り、其四阿の山、四阿の川、四阿の國を望ませて、[illegible]りなく、吾嬬者耶の歎聲ありきと、解釋すべきのみ。

草津（クサツ）　今草津村と云ひ、長野原の北四里にして、吾妻川の支溪須川（入山川）の西にして、其泂を湯川と云ふ、熱湯の注入すればなり。草津は名義臭處（クサト）にして、硫氣の異臭に起る[illegible]、[illegible]へて[illegible]を開けり、云ふは、信[illegible]、[illegible]名の[illegible]に[illegible]とす、今も熱湯涌の壯觀、海内第一と稱へらる。大八洲遊記云、草津在吾妻山中、[illegible]、平坦纔三四町、溫[illegible]、其[illegible]、湯池長四十間、幅十餘間、下流爲深潭者凡十七處、湯戸環繞、搆樓屋、凡百七十餘戸、其他酒肆、[illegible]者、凡十餘戸、如熱湯則尤酷烈、浴者數人、[illegible]、有一人[illegible]、浴乃共入槽半時、又[illegible]、乃共出槽、一人[illegible]先、湯泉搭湯、然不可堪也、凡[illegible]之壯、[illegible]此土者、稱爲吾邦第一。○名蹟志云、草津とは臭水の義なるよし、信濃地名考に見えたり、[illegible]中[illegible]は、上信日記に「草津宿[illegible]、[illegible]通りしより數多くして、其むねむねしさ、目を驚かし、家居すべて四五百軒、中に大きやかなる四十ばかりは、三階づくりなり、湯は七所あり、中にもすぐれて見ゆるは瀧の湯なり、藥師堂に二天門、本堂、[illegible]樓、[illegible]堂あり、[illegible]」と云々、前上野志、名蹟考等に引ける、草津[illegible]起には、右大將頼朝公、建久四年八月三日、信州三原[illegible]の時、白根明神の鳥居の前[illegible]入らせ給ふに、[illegible]して[illegible]つ、[illegible]、[illegible]せ見玉ふに、自然と[illegible]、[illegible]すべしと、足利[illegible]を[illegible]に、七日にして平癒す、右大將[illegible]して[illegible]も[illegible]、[illegible]の湯[illegible]と[illegible]、[illegible]とあり、今御座の湯と云は、[illegible]の跡なりと、何れの年より[illegible]しかしられども、[illegible]に見えしは、[illegible]るべき、[illegible]明十七年[illegible]紀行に一日半より[illegible]を

傳ひて、草津の溫泉に二七日許入り、何もつゝかぬ愚作などして、鎭守の明神に杯し、云々、文龜三年宗祇の終焉記に「上野國草津と云湯に入て、駿河へかへらんと、越路より信濃の國にかゝり、千曲川の石ふみわたり、菅野の荒路しのぎて、二月廿六日と云ふに草津に著ぬ」云々、永正六年宗長東路津登に「九月十二日、草津に著ぬ、同行數多ありし迄、馬人數多く、懇切の送りともなるべし」、云々。

自來六月朔日、至于九月晦日、草津湯治之貴賤、一切停止之畢、近邊之者、依御訴訟、如此被仰出候者也、仍如件、永祿十年丁卯、五月四日　跡部七郎勝資奉之

此文書は草津村民之を傳ふるとて、何の故に湯治停止の訴訟をなししにや詳ならず。又文祿四年、豐太閤この溫泉入浴の意ありて、其命書を沿途の諸侯に與へしが、果さゞりしこと、諸書に載せらる。

鑛泉志云、草津村は白根硫黃山の半腹に在り、東北に面す、海面上凡四千五百尺、酸性泉隨處に湧出し、浴舍數十戸あり、前橋市街を去る二十里餘、其諸泉は鐵の本湯を第一とす、亞化水素臭を有し、酸味及び澁氣あり、反應は强酸性なり、溫百四十八度、次に熱の湯、溫百四十四度、鷲の湯百四十度、地藏の湯同溫、御座の湯溫百四十七度、凪の湯溫百十三度、目の湯百二十七度、瑠璃の湯百四十三度、金毘羅の湯百三十度。

白根神社（シラネ）　草津の溫泉村の入口に在りて、里宮とも云ふ、即白根山を祭る者にして、本國誌に吾妻郡十二座、從一位白根明神、從二位小白根明神とある二座にあたる、堯惠紀行に草津の鎭守祠とあるも此に外ならず、

小雨（コサメ）　今長野原と草津との間なり、日影、赤岩、生須（ナマス）、大子、小雨等は皆草津村へ合屬せらる、いづれも入山川に沿れる里にして、草津の出湯の冬住の里と云ふ、何となれば出湯は高山にて、冬の程は雪深積みくて、住居難き故に、日向のよき鏡の地に家居作りて、陰曆十月より三月まで、山を下り此に冬籠りすればとぞ。

白根山（シラネ）　草津の西嶺にして、本州郡と信州高井郡との界にあたり、萬座山（高井山）の東に連なり、頂高凡二千百餘米突、一座の活火山。其大白根を或は奥白根と呼び、小白根を前白根を呼べり、草津より一里にして小白根、更に三里にして奥白根とぞ。

松崎谷域換骨志書云、草津溫泉之山中、有殺生原、飛鳥走獸、過則立斃、白根山、又在原北、湯泉實根于此云、其山巍々嶷々、火氣上衝、○地學雜誌云、前白根に登れば、西微南に奥白根を望む、南方に迂回して奥白根に攀緣す、絕頂に近く、弦月形の灣池あり、此池の在北に深孔あり、又實に水を湛へたり、其東に連り頂上の東北に向ひ大裂罅あり、十數年前（明治十五年頃）の破壞に係るとぞ、頂上の西方にも大裂罅あり、崖壁數百仞險極まれり、又十數年前の破壞とぞ、凡此火山、弦月灣を最舊口とし、其西の二小孔之に次ぎ、東西の大裂罅を最新とす、又東方前白根との間には、火口原ありて、其北部には水を湛へ、五色沼と云ふ、（排水路なし）されば前白根は外輪山にして、奥白根は偏西して起生せる複合火山ならん。○關東地志云、草津白根の頂上には、三個の噴火孔あり、中央を湯釜と稱し、西を涸釜、東を水釜と稱す、湯釜は直徑約三百米に達し最も大なり、湯釜の東半には酸性の熱水を湛へたり、されど湯として其の水涸れて、泥土岩層を以て火口底を充たすもあり、西半水なき所には、硫黃を混ずる泥土岩層を堆積し、數所より瓦斯を噴出す、古を按するに、白根山噴出の事は、一も之れを見ず、たゞ土人の口碑によるに今を去る幾十年前に、一旦噴出を起らこより、明治十五年八月迄は、何等の異變を認めざりしが、八月六日午後一時頃、雷鳴の如き響きと共に活動し始め、次で三十年、三十二年の爆裂ありて、最後には卅五年七月十五日に起り、九月に及び、從來常に活動ありし湯釜の西方、弓池の傍に、新に噴口を生じ、小圓錐丘を造るに至れり、東南二杆餘に位する元白根山も、亦扁平なる圓錐形火山にして、頂上に火口の跡あり、火口壁は東西に高く、北方最も低く、其の最高點は海拔二千二百五十三米に達す、火口は淺くして其の底に雨水を湛へ、小火口湖をなし、其附近は樹木密生す、其の他、白根山の西にある萬座山、四阿山、孰れも輝石富士岩、及び其の集塊岩より成り、火山性に屬す。○塵塚物語云、信州おく山の中に、草津といふ所あり、其所に熱泉あり、此地いたりて山中にして、人倫まれなる所なり、淺間の山のふもとより七八里も奥山也と云ふ、此溫湯きはめてあつくして、勢ひ又強く、其味しぶれり、是いはゆる佛說に一東海の北國に草津といふ所あり、其所に熱湯ありて、衆病を治すと一云々、則此湯なりといひつたへたり、しかれども此湯の性つよくさかんなるがゆゑに、病によりて忌むといへり、凡瘡毒難治にして骨にからみ、又惡血ありて腫物を發し、春秋寒暑の節にいたりて再作するの類は、かならず十人に八九は治すと、されば此湯を賴むものは、まづ深切にその人の虛實强柔の質器を見あきらめて、しかうして後に可レ用レ之、又此湯より猶おく山へいれば、おそろしく燒上る山おほし、晝は其やくる時も見分かたし、夜に入て燒る刻限には、四面皆火也と云へり、外國のものたま〳〵此事をきけば、身の毛もよたつておのゝく事也、古僧の說にいはく、燒上る山は皆地ごくなり、此國むかしより人情强項にして、邪慾無道なり、道を識すゝめかたし、此ゆゑに善光寺の本尊、はる〳〵と西邦より此國にうつらせ給ふも、此いはれなりと、云々、又或人のいはく、むさしの國ちゝぶの邊に穴あり、此あなに入れば前途いく程といふとをしらず、地ごくの相をうつし、異人奇形の物に逢とい

へり、（原註、私に云ふ、此説いかゞなり、先年此邦のものに、此よしたづね侍るに、古館と同日之談也、此事然りや否、又云、いづはらと云所に、地ごく、つたふ穴ありと云、是則武藏の國也、地ごくの事はしらず、穴あるは實也と云々）古來の文ともにも、武藏野の下に地ごく有といひつたへたり、もし然らば頗相似たる説也、しひて地ごくの沙汰を決するにはあらず、かたりしまゝをしるしとゞむ、○名跡志云、草津の人の近衞前關白龍山公の詠歌なりとて傳ふるは、

里はまだもみぢぬ秋を時知らぬ白根に今朝は雪ぞふりける、

上杉謙信が「龍山公を奉じて上州へ打て出てし事は、北越軍記、甲陽軍鑑、古戰録等に見ゆれば、其時爰にも立よらせ玉ひて吟詠ありしならんと思へるに、今藥師の堂に、かの龍山公の歌なりとて、板に書きてかけたるを見れば、天正十五年五月八日とあり、されば湯あみの爲に御下向ありしなるべし、不審い

むすふてふこの谷影のいで湯こそおいても老せぬくすりなりけり、　龍山公

入山（イリヤマ）草津の南一里なる村里なるが、今草津に合せらる、入山川は酸川とも、呼ばれ南流四里にして、長野原驛に至り吾妻川へ入る。又入山より西北へ信州高井郡中野驛の方へ越ゆるを澁峠と云ひ、山路尤險悪なり、十里餘の間村落なし。

（野反池）入山の北に、分水界を踰ゆれば、野反（ノゾリ）池なり、（地誌提要云、入山村野反池、周廻一里十六町、東西二町南北十八町、洗澤川へ入る、即越後魚沼郡中津川の源なり）池の西北に大倉山あり、標高二千米突、○入山温泉は應德湯、花敷湯の二所に、共に硫黄泉の屬なり、各温一百度以上、浴舎の設あれど、僑寓なきはなし。

四萬（シマ）今澤田（サハタ）村の管内とす、入山の東方、山嶺を隔て四里許、原町の北にして、其溪谷は山田川と稱し、原町と中之條の間に至り吾妻川へ入る、温泉あり、中之條を去る四里。

鑛泉志云、四萬鹽類泉は荒（アラ）湯、山口湯、日向見（ヒナタミ）湯の三源に發す、地は海面より高き凡三千尺、新湯（アラ）温百八十三度、浴室六所に分ち、蒸室（ムシロ）をも兼ね備へたり、山口湯は荒湯の東北凡八町、浴室五所、又蒸室あり、日向見は北偏にして、新湯を去る十五町、温百三十度許。○澤氏漫遊文草云、四萬之溪、在山田川上、傍溪而家焉、家之房如水滴、屬予湯槽以待來者、湯泉之成業、亦皆爲然、獨四萬之泉、別有蒸室、而治驗亦在蒸浴、其法矮屋數間、架之屋下、其室三四相連、小於蒲團之居、而病者黙座、實容四萬之衆、而不挾、但坐下與焦熱地獄、僅隔一箔、是以不能久坐、唯獨卒亦其佛性、故能堪久。○後上野志云、四萬村の温泉三所あり、山口、荒湯、日向とす、寶曆中の温泉記に「四萬の村は重山複水の間に處り、群巒環抱、遼絶幽邃、人世と通ぜざるもの〻若し、而して屋宇相望み人物阜饒、宛然たる一村落なり、晨煙夕炊、紫嵐蒼靄と、雲際に靉靆たり、蓋其地温泉の利あるによればなり、泉岩穴の中より湧く數を知らず、之を延て槽淳し、而して池となし、又蔭室を其傍に設け、竹席を架し、其下熱氣を上蒸せしめ、以て浴者に便にす、地勢頗險阻なり、峯巒四繞、洞水其間に注ぎ、長川を成す、流水潺々として、奇石に觸れ淺瀬に奔り、自然之韻、琴瑟筆竽之外に出るものあり、亦以て塵鬱を滌し、俗肺を療すべし。○今按、甲斐國にも島の温泉あり、堀河百首、夫木集等によめる島の湯は彼地なり、甲鑑に武田信玄の入浴せりと云ふも、此四萬の湯には非ず。

稻包山（イナツヽミ）四萬温泉の北四五里の奥にして、山田川の水源にあたると云ふ、即上信越の交界にあたる高峰にして、三國峠の西に連なる、標高千六百餘米突。

名跡志云、稻包山は越後、信濃界の高峯なり、三代實錄に、元慶四年、授上野國正六位上稻裹地神、從五位下勳十二等と載す、四萬川の上なる木根宿の背といへり。

澤渡（サワタリ）（山田）今山田（ヤマダ）と相合せ、澤田村と改む、原町の北三里、温泉あり、○鑛泉志云、澤渡湯は鹽類性にて、四竇に發す、温百二十七度以下、百十二度に降す、相去ること三十間許、其浴槽に引くものの餘、溢れて一道の瀑布を成す、此地海面上凡二千三百尺、浴舍二十八戸。○名跡志云、澤渡の湯泉は家居多く立並びて、人々をやどす、藥師如來の堂の庭に、萬葉集の歌を石に彫りて建てたり、

左和多里のてこにいゆきあひ我駒にあかきをはやみことゝはずきぬ、

是は東歌ながら、未勘國なるを、斷と定めて建てたるは、たしかなる證ある歟、一書に駿河國と註せり、

伊參鄉（イサマ）（伊勢町）和名抄、吾妻郡伊參鄉、訓伊佐萬。○今詳ならずと雖、大略を以て之を推すに、大田鄉の西にして中之條の邊に外ならず。山中諸所に温泉あり、もしくは湯の狹庭の義に出て、ユサバイサマとうつれるにや、或は中之條の伊勢町と云ふを以て、伊佐萬の遺名と論ず、伊參の路の義とする歟、然るに其伊勢町の北、原岩本、蟻川の邊に、今伊參村の新號を命すれど、彼邊は長田鄉なれば、伊參の舊域と爲し難し。

伊豫國風土記逸文に「湯岡日伊社邇波、當土諸人等、其碑文欲見、而伊社那比來」とあるは、其語解を異にするも、境地の形状を同くす、相摸國にも伊參鄉あり、されど相摸には温泉のことをきかず、後世伊音を失ひ座間（サマ）と呼ばる。之を要するに、伊參は伊の狹庭の義たることは疑を容れず、伊の湯の義たるや否やは決め難し。

中之條（ナカノデウ）今中之條町と云ひ、伊勢町を合せ、人口四

千、但し伊勢町の東なる市代(イチシロ)は[illegible]ざるを以て、小野子岩井堂の次へ移せり。中之條は原町の東北半里、吾妻川の北なる原中に在り、原町と相通して、一郡の都會とす、即郡衙の所在とす、澁川驛を經て前橋青市まで九里。

管窺武鑑に「天正七年、武田勝頼、沼田(利根郡)を手に入れられしより、(眞田氏をして)是を根城にして、方々へ手つかひあり、北條持の城々、[illegible]、岩櫃、中の城等を、三年の間に攻め取らる」云々、中の城は此地なるか、新城は何地にや。○中之條に清見寺、林昌寺の二員舍あり、共に近世有数の大地たり、曹洞宗に屬す。○一書云、林昌寺、永祿七年、長尊信衛開基、矢[illegible]寺殿創建と、矢澤氏は信州海野の一黨なり、頼綱は天正、慶長の間、眞田に代り、利根、吾妻二郡を鎮治したり」○細川氏採訪餘錄云、伊勢町、驛中有善福寺、門前有碑、蓋天明中淺間山崩裂、村民多[illegible]、前毛、後人建碑修祭弔之云、既而撫中野條、吾妻一郡、[illegible]山谷、而此間稍平、田園頗開、人家成街、[illegible]之

長田郷(ナカタ) (名久田) 和名抄、吾妻郡長田郷、[illegible] 今名久(ナクタ)田村、伊參村、[illegible]山村是なり、中之條の東北にして、山谷自然一區を成し、其渓流を名久田川と云ふ、即長田川の轉訛なるべし、薙刀坂(ナキナタ)に出づ。舊説、或は長田郷を長野原にあてしは、[illegible]。

大塚(オホツカ) (蟻川) 今横尾、平等と相合せ名久田村と云ふ、中之條の東北一里半、[illegible]の鑛泉溫約九十度のもの二所に[illegible]れど、訪客多からず。

大塚の西北なる原岩木、蟻川(アリカハ)等は今合併して伊參(イサマ)村と改む、伊參村は古郷名なるが、何の徴據ありて此に命したるにや、疑ふべし。

横尾(ヨコヲ) 今名久田村の大字とす。○加澤記云、眞田殿より、天正十年、林村御房別當大乘院、川部村一の宮、岩下い[□□]平川戸[□]つつみの明神、原の觀音、岩櫃の不動、横尾の[illegible]、[illegible]八幡宮、下[illegible]の三代明神、岩下觀音、市城觀音、青山駒形、小泉の明神、山田の善福寺、[illegible]、岩井玉川堂、[illegible]、いづれも[illegible]る所なく、寺領社領御朱印給りけり。

中山(ナカヤマ) 今[illegible]と相合せ、[illegible]村と改む、[illegible]北[illegible]里にし、[illegible]の一[illegible]次とす、近世何の故にや、群馬郡に屬せられしが、[illegible]本郡に復す。名久田川の[illegible]、小野子山、子持山の[illegible]す。南は横堀峠を越え北牧へ四里、北は中山峠、一名塚[illegible]三里

名蹟志云、[illegible]七[illegible]、[illegible]内、上野國[illegible]中山村とあるは、今の群馬郡中山宿也、回國雜記に[illegible]なた坂といへる[illegible]とて、ある[illegible]

[illegible]にておもしといふ山こえて薙刀坂(ナキナタ)を手ふりにぞ[illegible]

道興准后

(薙刀坂) [illegible]に、[illegible]刀[illegible]は中山峠の事なりと云ふ、俳諧[illegible]に越の[illegible]刀[illegible]とあるは[illegible]。(今按、薙刀は長田、名久田と[illegible])

尻高(シリタカ) (高[illegible]) [illegible]に作る、中山[illegible]の間にして、[illegible]あり、古戰[illegible]、[illegible]の條に「[illegible]方なる尻高有京は太田[illegible]と[illegible]、[illegible]入道を連立ち、[illegible]橋城に[illegible]、[illegible]を攻めんと、[illegible]を招く」云々○[illegible]に、[illegible]年、[illegible](北[illegible])[illegible]になり、上州には中山、尻高以下、七方[illegible]、七年、沼田も甲州の手に入り、北條[illegible]、[illegible]、云々、利根郡[illegible]寺[illegible])

利根郡

利根郡(トネ) 吾妻、勢多二郡の北にして、利根川の源谷なり、山岳四周して一區を爲し、今面積七十方里許(一書に二百数十方里とあるは過甚なり)十七町村、人口五萬五千、沼田に治す。

利根は和名抄、止[illegible]と注せられ、四郷に分つ、坂東平野の水系は、此山谷を以て最源と爲し、即利根川といふ。利根川は萬葉集に刀[illegible]に作れり、名義不詳、上野名跡考に、此郡は峯多ければ、[illegible]きみねの義なるべしとあるは如何、近人或はアイヌ(北海道蝦夷)語を援き、トンナイとは[illegible]巨溪の意にて、猶大河といふごとしと讀ず。小川氏[illegible]邑志稿には、姓氏錄、地祇「[illegible]直、[illegible]根津[illegible]之後也」とあるに因り、姓氏[illegible]に出づる歟といはれたり

[illegible]名[illegible]云、刀[illegible]とは物の冠たるを稱揚する詞なれば、大河をば刀禰ともいへるなるべし。○言泉云、刀禰とは朝廷に仕ふる人の總稱、延喜式に見ゆ、轉じて公事にあづかる程の村長、里長の如きを、其下司より呼ぶ稱、後拾遺集に里の刀禰と云へり。按に、刀禰とは古[illegible]官人の義にて、延喜式に多く見え、録朝諸司[illegible]見[illegible]、四位以上、長上、番上、遣[illegible]、云々「司々の申さく、刀禰の[illegible]札進れと申す」または式部省、率四位以下刀禰等、列立門外などあるに徴すべし。されど此刀禰てふ語が、地名となれる因由は、想ひ得ず。

上野名跡志云、[illegible]倉武[illegible]に、上野國利根の郡司、四郎太夫

平經家の人、利根の庄、稲田郷に籠居せられ、一里餘を讓すと、上野名跡考に、大友左近將監能直の子、利根二郎經秀、沼田氏の祖となる、大友記に大友肥前守能直は、相模國の侍別當なり、後頼朝に仕へ、大友遠江次官親能に隨りて、利根庄を賜ひ、後に、大友能直を養育の子と云ふは、古系圖には見えざる所、又人と云ふ、且つ猶沼の諸系圖を考ふるに、大友能直の子に、能秀あり、滿、沼田と共に、利根に繫けせざれど、上州にあらず、其沼田と云ふも、利根足利に接とす、又經家を利根郡司と傳ふは、古書に見えず、刀禰氏の名に因りて、附けたるならん、但し長門本平家に、新田入道の一門に、利根四郎あり、若しくは此郡族にやあらん

沼田郷（ヌマタ）

和名抄、利根郡沼田郷、訓奴末太、○今沼田町、川田村、薄根村、及糸井、薄下の邊を云へるなり、利根一郡の中央にして、利根、片品、薄根の諸川の合流する所とす

沼田とは其地相に因りたる名なるべし、前太平記に、平將門上野國沼田庄の女、王有の男子に嫁せるを傳へしことを載すれど、其本據を知らず、又俗説、沼田氏は關東管領舊臣の裔とも、又相州三浦の三男景泰の後とも曰へど、確證なし、太平記に、新田義貞が義軍を舉げし時、沼田の要害に楯籠らんとの評議ありし事を載す、即此なり、新田の旗棄は西上州より、越後に蔓延したれば、沼田郷にも其族黨の在りしや必せり、長門本平家物語の、新田の一門交名に、利根四郎あり。○名跡志云、沼田氏の事は、舊記に沼田太郎と云ふ人、元曆文治の頃より見ゆれば、舊家の末とも、三浦の末とも呼ばれず、世に云ふ沼田氏はありしなるべし、太平記に、新田が沼田の要害と云ふ言ありて、後太平記に「新田義宗、脇屋義治は寛元元年三月六日、越後を立ち、日を經ずして上野の國沼田の庄に著く、其所は新田源氏の故郷にして、正慶年中、義貞朝臣爰より鎌倉に打向ひ、平高時を誅し給ふ吉例なれば、爰にて義兵の旗を舉て、下旬に鎌倉へ攻入んとするに、早足利左馬頭基氏、上杉民部入道道昌道誓にす、上杉彈正少弼憲顯兄弟、千葉、結城、河越等加はり、五十餘日責降、下野國より小山下野守義政、宇都宮前司基綱、出起して沼田城の背より攻入るに、城兵敗北、義宗は越後、義治は出羽へ落る」云々、皇和通俗道にも引けり、北條五代記に、白井の長尾景春入道伊玄は上杉に叛き、沼田の庄へ陣を張るとありて、長尾昌賢影像記にも、沼田城の事見え、又傳説雜記、及び和訓栞に、上野國沼田三郎景政の女、名譽の歌ありて、後伏見院の御製を賜れる由を載す。

沼田（ヌマタ）

今沼田町、人口六千五百、利根川の東にて、片品、薄根の二水を南北に帶び、山中の一廣平を占め、本州より越後に通ずる要衝とす、前橋を去る九里、郡衙の所在なり

長享戊申秋、九月廿九日、去白井、宿日入沼田、館官舍、

自江戸至沼田城、三百里程如踏荊、[illegible]笠銀[illegible]光信富、不知開目南耶晴、〔梅花無盡藏〕

景虎は沼田へ發向すといへ共、兵糧路も、其かひなく、越後へ歸陣す、その時節の落書に、

景とらは越後かたびらなかうきて沼田に入て足ぬきもせず、〔北條五代記〕

沼田城址（ヌマタ）

天正十八年、眞田安房守昌幸、其子伊豆守信幸、慶長五年、昌幸は西軍に應し、信州上田城を以て東軍を支ふ、信幸は東軍に在り、役終るの後、信幸上田城に移り、沼田を兼知し、封凡九萬石。元和八年、沼田三万石を庶子河内守信吉に分與し、信吉の子伊賀守信澄の時、天和元年限役不慎の故を以て改易せられ、沼田城毀す、元祿十五年、本多伯耆守正永入部、其城を修す、寛保十七年黒田豐前守直純、寛延二年土岐丹後守賴稔、三萬五千石、子孫相襲して近時に至れり、

（內倉）

○上野志云、舊沼田の大名、沼田三郎大夫景泰は、故ありて建久年中に、其所領を没收せられ、上州利根郡に謫され、年を經て、倉内にて三郎景泰と云ふを設けたり、其後景泰故に還て本國に歸り、景泰は止りて戸上（トカミ）に住して、沼田氏と稱して、子孫相續せり、按するに沼田氏舊在に見え、又大友記に曰く、大友豐前守左近衞將監能直の子を、利根次郎經秀と云ひ、大友二代目なりと、此に依て考れば、利根氏或は沼田と稱せるならん、猶後父兵又畠山と云ふが如きか、其後深草院の御宇、景泰が裔、沼田勘解由左衞門正泰、館を町田（マチタ）と云ふ所に建て、笛吹城と號す、正泰が裔、上野介景忠入道了雲斎、保元年の地を轉じて倉内（クラウチ）城を築く、傳へて其子勘解由左衞門尉顯泰に至る、天文の頃、顯泰家を三郎種泰に讓り、其身は入道して萬鬼齋と稱し、三男平八郎景義と倶に、下河場の別業に隱居せり、萬鬼齋後に小子の愛に溺て、長子三郎を憎み、不意に倉内の城を襲ひ、種泰を殺し、景義を立て家督とす、種泰が妻は白井の長尾景春入道伊玄が女にて、長野左衛門大夫業正が妻と姉妹なる故、白井、箕輪軍兵を合せて沼田を討つ、萬鬼齋敗、負て、深山を越て奧州檜枝岐に遁れ、蘆名盛氏に寓して居れり、此時上州は上杉憲政の分國なる故に、倉内なる其臣猪股左近大夫則綱に與ふ、則綱の子則直、北條氏に降りて南方に屬す、永祿三年、上杉謙信既に上杉憲政の管領職を受き、近衛殿下を奉して關東に進出し、同十月白倉内の城を攻む、猪股和を請て南方に走る。昌賢影像記に曰く、永正六年、上杉房顯、白井、沼田兩城を攻む、沼田は上杉憲房に降て、後上杉憲政は猪股左近大夫則綱を

は、沼田倉内の城主となりしに、猪股上杉を叛き北條に降る、弘治元年十月、氏康倉内城に在り、景虎沼田へ押掛け、日々足軽迫合あれど、利根片品の流を拘へ、諸足入の要害なれば、互に武者揆不自由にて、目立たる戰なく、日を送る内、景虎病氣にて退陣す（古戰錄に曰く、永祿三年十月、沼田倉内城には、輝虎自身出馬ありて、大手へ被向、本間式部少輔等を内者に□、搦手間、松本等、搦手へ押廻、戸神山に登り、白根川より大石大木を投掛、弓鐵砲を透間なく放ける故、敵寄防ぐべき術を失ひて、城主猪股左近太夫、小田原へ走る、依之喰れ、小川も降參、白根、吾妻衆一通に麾下に從ふ、云々）○管窺武鑑に、天正六年、越後謙信逝去、上野の沼田の本城は、其以前河田伯耆守に預置れ候得共、病氣侍にて、厩橋の館、岡根の寄居へ引籠り、終は役地に病死候、此時沼田の侍大將、上野中務は北條氏國へ降伏を、得月、竹澤等の人々、怒て上野を攻ければ、膳の城へすぼみ候、然る所武田大軍にて沼田倉内へ攻寄、六月に降參なり、用土藤田新左衛門重連を城代に置れけり、後氏國重連を毒殺し、重連の弟信吉を置れけるに、信吉は武田勝頼に内通し、七年二月、勝頼出馬ありて、難なく沼田を乘取候、城は眞田安房守へ預けられ、矢澤薩摩守賴綱、軍代として之を守る、爰に沼田殿の嫡流に、平八郎とて零落して牢々なりけるを、前年謙信公介抱して、尼奈淵の城主になされけるが、其家老に追出され、又氏國に流落し給へるあり、此度沼田騷亂の躰を見て、舊代衆相談し、矢澤を打殺し、舊主をお□させ申てしと謀りけるが、中山駿河守は忠臣にて、矢澤に告白開け、首よくも相傳の主君平八郎殿を斬るる、是れ其八年の春の事なり、云々。北越軍記に、永祿四年、謙信公御馬より管領へ歸陣の後、六月又上州へ發向、九月沼田城へ攻寄、十日の夜攻落し、城主見田義人を生捕申候、云々、北國太平記に、信州植田城主眞田安房守は、天正十年十二月より、翌年九月迄に、北條持の沼田を始め、其近八箇所の散城を攻落す、云々、管窺武鑑に、天正十七年、北條氏直の訴訟により、太閤秀吉より上使を下され、沼田を氏直に引渡す、氏直則猪股能登守を城主に指置れしに、同十八年、北國勢宿欧味を成しければ、猪股は沼田を明て、箕輪へ□□、共□に依て、又沼田をば今の伊豆守持之云々。北越軍記、慶長五年眞田亂の條に、眞田父子は大代緒にて義紀の孟を取おはし、安房守弟に二男左衛門は信州へ引返す、沼田は嫡男伊豆守領地なり、昌代の所たれば、首城急き歸へ參り、大殿頼て是へ御申候と申す、伊豆守内儀は本田中書忠勝の娘なり、此由を聞き、伊豆殿は御所樣御供にて下野に御座なされ候を、安房殿御歸は不審なり、大手の門はうたせますべからずとて、門を閉め言出へ、安房守門外にて待せたれど、力不及、町立に正覺寺と云ふ淨土寺へ立寄申され候（園邑志に曰、舊先書、在處中編□、天保仁島、今日倉内ぇ令着城候、敵軍□合□此境候條、早々手合候様に、其方父子、急度御催可被仰候、自日□中陣、諸軍勞兵、半途に滯留有之間敷候、父子も人數召連、可被打越候、當地江處、片野江□、人數召連處、被成開敷候、一□に用意肝要尤候、（中略）

十一月廿日　　輝　虎　判）

楫原源太殿（利根川圖志）

楫原源太（政景）は太田三樂斎由の子にて、武州岩槻を浸落し、當□片野に在り、佐竹氏軍の客將たり、天正中の事とす。

沼須（ヌマス）　今戸鹿野、久屋等と相合せ利南（トナ）村と改む、沼田町の東南部に属す（管窺武鑑云、天正七年、藤田能登守信吉は、北條へ遺恨ありて、沼田城をば武田へ上げければ、眞田安房守へ沼須、其近り三千貫の所にて城附也、此外沼田の三庄不殘、脇々の書領まで相添、都合五千七百貫の所を、藤田に下さる、本領に千貫の加恩たり、則上沼（カミヌマ）須金剛院の寺地を替て、其跡に居館を堅固に構て被居候）

戸鹿野（トガノ）　今利南村の大字にて、沼須の西南に隣る、即沼田の南一里、利根片品の二流の交會する地とす。○加澤記云、天正十二年正月上旬、白土長尾の家中に、百人衆とて歩行侍ありしが、沼田戸鹿野には有德の者多し、夜討に入て金錢を奪ひ取んとて、百三十人申合、戸鹿野へこそ忍入る、沼田にて之を知り、橋をはづし、四方より取まき討ける故、暫時が間に、百廿人討れ、水練の達者はつか五六人助りぬ。

黑瀧山の潮音法師等の僞撰に出づと鑑定せられし、大成經に、推古天皇十五年、大仁島臣、往東國、開田、至上野、治戸根河、見其狀、乃到戸河（トガヘ）瀧、磐高二十丈、厚一百步、暴蛟盤踞、洪水漲流、愛島臣廻妙工、敢不損亡一人、還治水、爲隆、得良田一萬七千八百頃、入吉神工不暇人巧、毒蛟倘逗深淵、知島臣出良田、欲食島臣、忽有神人、切殺毒蛟、開三國路「直入雁越」と載す、戸河の瀧とは、舊戸鹿野の峽隘に假りて、附會を逞くせる者。

久屋（クヤ）　今利南村の大字なれど、沼田町の東にして、片品川の北岸に居る、管窺武鑑に、天正六年、久屋、棚下の諸城と云ふは是なり、加澤記云、天正十年十月廿八日、北條安房守氏邦大將にて、糸井の原をまはり、久屋さいかち坂口より、田北の原へ推寄、猪股千餘人にて先陣に進み、大將は愛宕山に被陣取

高平（タカヒラ）　今岩室、平出、古語父（コゴフ）等と相合せ、白澤（シラサハ）村と云ふ、久屋の東にして、沼田町を去る凡二里半、笠科郡に至る通路にあたり、片品川の北岸なり。

古語父（コゴフ）　今白澤村の大字とす、白澤（シラサハ）とは此邊の溪名にして、西に流れて沼田市街の北偏を經由し、薄根川へ合す

（[illegible]るとぞ。

男信郷（ナマシナ）

和名抄、利根郡男信郷、訓奈萬之奈。○今川（イマカハ）[illegible]に[illegible]、[illegible]村[illegible]、[illegible]び赤城根の地に渉り、沼田郷の東に隣る。

生品（ナマシナ）

今沼田町の東北一里[illegible]、[illegible]、[illegible]道路にあたれ[illegible]生品と[illegible]、[illegible]に因れるならん、辛科郷（多野郡）の條を參考すべし。新田郡の同名にはイクシナと云ふ。

川場（カハバ）

今川場村と云ひ、[illegible]、[illegible]、[illegible]（キチックヤクダ）、[illegible]等を合す、[illegible]根川の[illegible]にあたり、保高山の下とす[illegible]温泉あり、[illegible]と[illegible]し、[illegible]を去る三里、[illegible]白[illegible]温[illegible]に見え、[illegible]の[illegible]とす名蹟志云、[illegible]の大[illegible]、[illegible]い、[illegible]に、[illegible]石を[illegible]す、[illegible]石と呼び、[illegible]質白理にして、其文羅穀のごとし、硯と[illegible]すべし、今[illegible]、[illegible]にありて、[illegible]ことを得ず。○川場温泉は單純性、温百零二度、浴舍數戸あり、此湯原より東北へ花咲峠を越え、片品の奥へ往來すべし、山中に石墨、硯材を産す。

（[illegible]）

保高山（ホタカ）

又武尊山に作る、利根郡の鎮山にして、全境の[illegible]中央に屹立す。山脉は東北[illegible]科山を經て、尾瀬峠の方へ連なる。[illegible]高二千零二十米突、此山の南の尾を、[illegible]、[illegible]山、[illegible]に[illegible]れば、ブッソンと、後世は音以てもよめるに似たり。本[illegible]に、[illegible]して、治水の[illegible]とて、[illegible]、[illegible]在りて、或は小高明神と云へり。

後上野志云、[illegible]、[illegible]川、[illegible]の落合際に在りて、[illegible]上野[illegible]、[illegible]と[illegible]し、之を[illegible]、[illegible]、[illegible]の奥なる[illegible]、[illegible]に[illegible]する高山[illegible]、常に[illegible]する[illegible]、[illegible]

（山尊傳）

して死すといひつたふ。

發知（ホッチ）

今[illegible]、[illegible]と相合[illegible]、[illegible]を[illegible]、[illegible]の[illegible]に[illegible]、[illegible]、[illegible]根川へ合す。[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]かけしに、海野は取て返し討取、是迄なりと田口が屁に[illegible]、[illegible]、[illegible]草

迦葉山（カシャ）

[illegible]にて、[illegible]尾の[illegible]べしと云ふ、[illegible]中に、[illegible]、沼田を去る三里、[illegible]上野志云、[illegible]、[illegible]天台[illegible]、[illegible]二年入[illegible]、[illegible]、[illegible]より青[illegible]親王を樞越とするとぞ、葛原親王に利根郡長野牧を賜はりしことは、[illegible]にも見えたり、又貞觀二年、七野[illegible]正[illegible]、[illegible]、[illegible]

歸りけり。

臼根川（ウスネ）

又薄根川に作る、保高山に發し、西南に降り沼田町の北を過ぎ、白澤川を容れ、[illegible]田に[illegible]、[illegible]へ入る、[illegible]、[illegible]、[illegible]二月、[illegible]、一萬八千の人數[illegible]、[illegible]に打入、[illegible]、[illegible]を打渡

し、鹿隙川（シカスキ）を後に當て、臼根川を前に臨て、沼田へ向て[illegible]、[illegible]、[illegible]を[illegible]、[illegible]、[illegible]とき見[illegible]、[illegible]き、夜の中に城を營解し、引揚て臼根川を越し、是にて一戰を持候へ共、敵見えざれば、夫より鹿隙川を渡り、發知の谷へかかり、士卒へ暇を告げ、越後へ落行く。（鹿[illegible]に[illegible]、[illegible]に見ゆ）

[illegible]に、[illegible]三年[illegible]月の[illegible]ある[illegible]、中に[illegible]、白[illegible]名[illegible]々とあり、（名蹟志）[illegible]田氏の[illegible]、[illegible]を[illegible]せる時に[illegible]せるなら[illegible]

（[illegible]）

町田（マチダ）

今戸[illegible]、白岩、下沼田、[illegible]土上、[illegible]田等と相合せ、[illegible]根村と[illegible]す、沼田の北にして、臼根川を[illegible]て、相[illegible]る。町田には往昔沼田氏の故城ありし云ふ、戸神山（トカミ）は町田の上方にて、[illegible]、[illegible]上利[illegible]同村此に在り、此邊に井戸上（ヰドウヘ）の[illegible]名あり、關八州古戰錄云、建久年中、豐後の[illegible]方惟榮、當國流罪、其子[illegible]の地に留り、井戸上（キドウヘ）の[illegible]、庄田と云處に住し、沼田の家を開き、[illegible]し、[illegible]の[illegible]に[illegible]、沼田[illegible]を[illegible]門[illegible]、利根郡町田の[illegible]に館を構へ、[illegible]と[illegible]したり。[illegible]、町田[illegible]と申は、永享年中、[illegible]と云ふ[illegible]、[illegible]に[illegible]、沼田[illegible][illegible]入[illegible]、[illegible]にて、[illegible]町田[illegible]と[illegible]し、

（上戸非）（神戸）

利根、勢多の[illegible]を持たりけり。

石墨（イシズミ）

今[illegible]の大字とす、其名の如き石[illegible]のある[illegible]、近年川場村の[illegible]原に[illegible]を採る、[illegible]年[illegible]千斤、[illegible]、[illegible]中の産に亞ぐと云ふ、黑鉛即石墨なり。

硯田（スズリダ）

今[illegible]村の大字とす、[illegible]川の利根川へ入る所にあたる[illegible]一[illegible]に、[illegible]小[illegible]、上[illegible]沼田[illegible]川[illegible]、[illegible]硯[illegible]、[illegible]、今硯田[illegible]、[illegible]と曰へり、されど[illegible]の[illegible]石を[illegible]と[illegible]すとも云ひ、硯田の[illegible]

ふべし。

政所（マントコロ） 硯田の北にして、沼田より後閑に向ふ通路にあたる、今後閑、牧村と相併せ古馬牧（コメマキ）も改むれど、古の長野牧の中にあらざるべし、沼田郷内歟。又政所の名は、中世の沼田庄の本家政所に因りて起れる歟、一書に曰く、政所之爲言廳也、庸言俗、謂庄屋曰政所、可以例。

後閑（コウカ） 今政所、牧村と相合せ、古馬牧と改む、沼田の北西二里、利根川の東岸に縁り、三国峠と清水峠、二山路の追分にあたる。按、後閑は空閑の義にて、諸州に其例多し、又此邊を神戸（カウト）郷と云ふは、郡處（コホト）なりければならん、即沼田郷内の地歟。

小高神社（チタカ） 神祇志料云、小高神は清和紀、貞觀九年授位の社にして、今神戸郷後閑村に在り、沼田舊社小高貴[illegible]宮といふ、本國帳には、利根郡從二位小高明神と載す、蓋海神の子、穂高見命を祭る、土人傳說して曰く、上古沼田郷の地、湖水なりし時、穂高見命、此處を治め給ひき、其後諏訪神來り、綾戸の渓谷を開きて、水沼を陸として、人民を住しむ、因て之を併せ祭ると、按ふに、信濃安曇郡にも、穂高神社あり、穂高、小高相近く、本郡又保高山あり、昔山緣あり、彼此共に同神を祭る。○室町幕府の内書案の中に、寛正元年の内書、

（高尾）

尾高新三郎、後閑彌六、大狩（シヌカ）左衛門尉、

などあるは、上州の諸家にて、其尾高は小高に同じ、即此地在名の家と推定せらる。

玉泉寺（ギョクセン） 後閑に在り、本郡の名檮舍とす、如高左馬介義隆の墓あり。相傳ふ、尾高一音轉の城主右京亮景宗は、海野三河守に攻められて死し、其子義隆逃れて猿京の宮野城に居り、上杉輝虎に屬す、天正八年、利根川以西の諸城皆みな北條氏に背き、眞田昌幸に靡きたれども、義隆は獨り北條氏の爲に孤塁を守りて、眞田氏の將海野輝幸と戰へり、左れど其終に保つべからざるを知り、部下の士數人を從へ、背を出でゝ玉林寺に至り、徹の來護に遇ひて戰死すと。〔小學上野志〕。○名跡志云、玉泉寺、一州正伊和尚之を開く、初め長尾昌賢、寛正二年一州を請して、鎌倉の九曜の中の寺に庵を立て、玉泉庵と號して、これに居らしむ、その後一州沼田長忠に招かれて、この寺を建つ、又玉泉寺と名つく、齋田五拾石、曹洞宗。

八束脛窟（ヤツカハギ） 後閑村に在り、玉泉寺に[illegible]和尚の[illegible]せりし傳ふる記に見ゆ、尾瀬沼の儀に引く、當考すべし、○後上毛古志云、[illegible]村、土人相傳ふ、上古長き人あり、居其[illegible]、其[illegible]山[illegible]居の中にて、[illegible]窟中に隱れ住み、昔は[illegible]、自ら之を[illegible]、[illegible]宮を寄築し、半腹上下[illegible]けれども、長[illegible]下する能はず、遂に窟中に饑死す、其脛八束あり、[illegible]寄として、八束明神と云ひ之を祭る、[illegible]紀に引ける[illegible]風土記、美濃記（景行天皇世）、尾張國有人、名八掬脛、其脛長八掬、多力大[illegible]と、此地[illegible]と境土を接す、[illegible]類なり。

呉桃郷（クルミ） 和名抄、利根郡呉桃郷、訓久留美、○今川田村、櫻野村、清水村、久賀村等にあたり、沼田郷の西北に隣る。呉桃は胡桃（クルミ）なり、此に奈久留美に假れるは、[illegible]の上略字と知るべし、後世は奈久留見、又名來實に作れり。○地理志料云、[illegible]、引[illegible]、胡桃田讀、古消甚[illegible]、和名久留美、[illegible]賢之[illegible]、[illegible]志、[illegible]城信之、故曰胡桃、胡桃見宮内省式、主計寮式信濃國、久留美見古今集、出雲子、是延奈字、其[illegible]未聞。

奈久留美（ナクルミ） 今桃野村の上津、下津にあたるか、猿下條に參考すべし。郡村誌に「奄[illegible]今胡桃と書す、藤原[illegible]郷即其境にて、[illegible]より南沼田へ通ふ所に、呉桃村といふがあり」と記けど、[illegible]の郷名も近年は廢せり。鎌倉建長寺、應永二十七年文書、長尾憲明下知狀に、上野國奈久留見村云々。○名跡志云、沼田系圖に沼田太郎景[illegible]が孫に、呉桃三郎景冬あり、廢城考に奈久留美城は、信州上田（眞田氏）より之を持ちしを、北條方より之を攻め取る、之に依り小田原征伐も起れり。○外史云、天正十九年、豐太閤遣使[illegible]眞田昌幸、致沼田于北條氏、昌幸奉命、既而昌幸[illegible]告曰、沼田有那胡桃城、爲臣墳墓地、北條氏將守沼田者、[illegible]之、[illegible]曰、殿下命致沼田、未聞致那胡桃也、[illegible]不聽、今攻取之、政告、秀吉大怒、遂奏請討北條氏。[illegible]武鑑云、天正七年二月、武田勝頼、一萬八千の人數を率て、上野に打入、上河田、下河田兩城を攻落し、名胡桃（ナクルミ）に[illegible]を置き、上河田の上、名胡桃の下の瀬、利根川を打渡したり、云々。

（奈來名）

建長寺寶珠庵雜掌申、上野國奈久留見村、[illegible]方内、[illegible]安名事、任去月廿六日御奉書之旨、退[illegible]、可令全寺家所務之由候也、仍執達如件、

應永廿七年六月八日、[illegible]

掃部助殿、瀬下隼人佐殿、憲[illegible]（判）

川田（カハタ） 又河田に作る、今川田村と云ひ、屋形原、岩本をも合す。沼田の西にして、利根川の右岸に屬し、西に山嶺を負ひ、吾妻郡と其山嶺を以て相分つ。

管窺武鑑云、天正六年、謙信公逝去に依り、越後にて喜平治景勝と、三郎景虎取合になり、上野には上河田、下河田、浴澤、名胡桃以下、大方は三郎方を存する衆多し。又云、天正七年二月、武田勝頼、上河田の城へ押寄せ、一時攻に被成者、城主牛木三河守討死す、下河田の山野[illegible]前は、城を明て早々沼田へ逃入る。

屋形原（ヤカタハラ） 今川田村の管内なれど、川田の南なり、沼田より白井、渋川を經て高崎、前橋等に向ふ者は、此にて利根川を渡る。

月夜野（ツキヨノ）　今上津、下津、及び小川、石倉等と相合せ、後閑村と改む。月夜野は一驛家にして、後閑の西、利根川を隔てたり、即三國路にあたる。或は疑ふ、名寄に塚原驛とも稱へられしも、此歟と。上津下津は月夜野の南にて、相俣川を隔つ。

加沢記云、天正十年十月、眞田衆[illegible]津助右衛門尉、月夜野の峯に旗を立て、矢澤殿御下知あらば、落合の瀬を渡し、後詰せんとて、沼須の原へ、辨慶石の淵をおよがせ、使者に遣しければ、藤州喜悅し給ひて、礒石明神の社の前に馬を夜立ける。

上津（カミツ）　中山峠の北、相俣川の邊にして、月夜野と水を隔てたり。中山峠を一名塚原（ツカハラ）山とも云へば、上津、下津は即名寄見の驛地なるが、下津に名胡桃（ナグルミ）の城址存す。沼田倉内城を去る二里、赤谷川の南崖にあたる。又塚原は上津に散在の古墳に由りし名にて、今も累々たる丘垤を見るべく、三十餘を數ふ。

（塚原）

新巻（アラマキ）　今羽場（ハバ）と共に湯之原村へ併せらる、月夜野の西一里、相俣川の北岸とす。

名跡志に「鎌倉大草紙、長尾景春、同房景、荒巻と云ふ所に陣を取り、太田道灌、鹽窪に陣取り、惡所を前にあて云々とあるは、此地歟、されど荒巻、草蒔は勢多郡にも、吾妻郡にもあり、但し此時越後より房景も出張すれば、利根郡の新巻にや、土人は羽場村に鹽原の地名ありと云ふ」と述べたり。然れども道灌、景春の對陣は、吾妻郡の事なり、從前私説に合考すべし。

（羽場）

布施（フセ）　今須川、猿京、永井等と相併せ久賀（クガ）村と改む、新巻と相俣川を隔て其西に在り。謂ゆる溫泉湯は、即布施の民家に屬す、相ふに布施宿も往時は一村なりけん、近世は相俣川の右岸を、吾妻郡の管内と定められしこともありき。

布施の溫泉は、溫百四十五度、三國路の山驛にあたるを以て、又湯の宿（シユク）と稱せらる、布施とは山路の伏屋（フセヤ）を置かれしに因れる名なるべし。

（湯宿）

須川（スカハ）　布施の西より出でて、此に至り相俣川へ合する淺流なれど、又村名にも呼ばれたり。又布施と相俣の間に、須川宿を建てられしは、近世の事なるが、今是等の須川村、須川宿、共に久賀村の大字と爲る。

湯之原（ユノハラ）　今湯之原村と云ひ、新巻、羽場をも合す、即相俣川の左岸なり。されど道路は淺流を縫ひて、新巻、布施、須川、湯原（相俣）猿京と進む。湯之原の驛は溫百九十度許、川古湯と呼ばる。

湯原は又相俣と云ふ、二淺流の合する所なれば也、萬里の梅花無盡藏集に「小春且出沼田宿、上野、相間田（アヒマタ）、大牛山路、逆旅之亭主、醉中發狂、打擲其妻、予晡暮雨儀降、旅屋床漏濕、

歩々攀高脚底危、雨寒十月忽西來、硯旅屋漏鞠瓷淨、數字改殘前日詩」、

又道興の廻國雜記に「ふくろふの里より、あひまた、湯の原、池の原などいふ所を分け行き、道のほとりの尾花をながめやりて、

すむ水はありとも見えぬ池のはら尾花さはぎてたかきなみかな、

此原を打過ぎて、薙刀坂をこえ侍る」云々。○名跡志云、回國雜記標注に、相俣を湯の原とも、池の原とも云ふとあり。（相州兵亂記、上杉憲房の訴狀の中に、永正七年、入道伊玄退道心、長尾六郎（爲景）其一味、沼田の庄内へ打入、號相俣地、令[illegible]障候、云々、是は鎌倉大草紙、文明九年の荒巻陣と同事に非ず、年代隔絶す。

永正六年、越後の長尾爲景道心、上杉房能を弑し奉りければ、關東管領上杉顯定、爲景を誅伐せんと、武州鉢形城を立て、上州石白の泉福寺を經て、越後へ打入、云々、永祿三年九月、上杉謙信、二萬にて上野國へ發向、石白の泉福寺口にて、北條氏康と一[illegible]、北條方惣敗軍、二千八百打死、云々。〔北越軍記〕

（石白）

この石白（イシシロ）の名今きこえず、利根郡にして、相俣の邊ならずや、道興北國紀行にも、

文明十九年十一月の末に、上野の堺近き越後の山中、石白（原注云、上杉相摸守房定、法名常泰宿所）といふ所へ、房定にたくへて、歸路を暫すべきよし侍りしかば、白井の人々に餞別せしに、山路雪「かへるとも君がしをりにあづま路の山重なれる雪やわけまし」

廿八日、三國山越侍る。

赤谷川（アカヤ）　三國峠の左右に發し、東南下し、相俣に至り、二流合して一溪と爲り、布施に至り須川を合し、月夜野に至り利根川へ入る、長七里許、[illegible]三國路は、此溪中左右の岸を縫ひて上り、永井驛より大嶺に攀づる者とす、一名生井川。

猿京（サルガキヤウ）　今永井、須川、布施等と相合せ、久賀村と改む、相俣の西なり、永井へ一里、布施へ二里、其地に溫泉二所あり。

北越軍記云、佐野天徳寺殿の申されしは、我等若き時分は、佐野は輝虎の御旗下にて候き、輝虎越後より上州厩橋へ御着、二三日人馬を休め、信州へ御出、[illegible]に働き給ふ、或は五十日、或は七十日、其間は[illegible]へば、大雷に夕立の降るが如し、敵は一歩も城外へ出ることも不叶、[illegible]、方々の仕置、十日餘在て、[illegible]、猿ヶ京を過ぎて、[illegible]に入給ひ[illegible]左右を聞いて、關東中の北條方、太田方は不申及、上杉殿御下の城々も、安堵の思をなし、もはや心易しと存候き、謙信越後より出陣と聞へには、敵も味方も恐れて、安心なく候きと、後語候。○管窺武鑑云、天正六年、謙信逝去、景勝と景虎（三郎）取合あり、上野にに大方三郎方を存する者多き中に、景勝方を仕るは、猿ヶ

京に尾島左馬介栖雲雜在候、後には北條方より攻められ落城す。北國太平記云、天正十年、織田勢瀧川儀大夫、一萬の人數にて、越後へ三國峠より亂入せんと押寄る、上杉家より長尾伊賀守、栗林肥前守打て出、坂中に行詰て、眞下りに切てかかれば、寄手怺へ兼て、猿ヶ京の城へぞ逃入りける、上杉方は猶本意なく思ひ、夜中猿ヶ京に押寄、在家を悉く放火し、城際まで燒詰て、手輕く引取る。

吹路（フクロ）　猿京と永井の間なる小部落なり、回國雜記にふくろふの里とよめり、曰く、

木落し打過ぎて、漆山を越え、壺池、つぬぎなどいへる所を過ぎ侍るとて、(今按、木落は越後中魚沼郡に在り參考すべし、漆山以下の地名詳ならず)

我もまたあしな休めてたちぞよる水かふこまのくつぬぎのさと、

ふくろふといへる里にて、寢覺に思ひつゞけゝる、

此里のあるじがほにも名のる也淋しきこゑのふくろふのこゑ。

永井（ナガヰ）　三國峠の下なり小驛なり、沼田を去る六里、永井より、嶺頭まで上り二里、又下り一里にて淺貝驛（越後魚沼郡）に達す。○永井の法師湯は、猿京と同く、鹽類泉にして、溫百度以上とす、僻遠の境、浴客多からず

三國山（ミクニ）　上越の界嶺にして、越後魚沼郡へも亘出す、其項界には標高一千三百六十餘米突と稱し、山脈は西南稻包山を正しく上越信の交界とし、東北は清水峠、朝日嶽等へ連なれり、故に此一脈を或は三國山脈と呼べり。

名跡志云、三國越は古道にして、諸書に見えたり、文明中の北國紀行に、越後、信濃、上野の堺、三國峠といへるを越えて侍るに、諏訪の代拜あり、

諏訪の海にぬさとちらさば三國山よその紅葉も神ぞなしまむ、　堯惠法師

同かへさの條に、あくればこゝ三國山をこえ侍るとて、木曾路も、此かさなれる嶺よりつゞき侍らんと覺えて、

ふみはけふなか／＼道や殘るらむ雪にうもるる木曾のかけはし、

同時代の梅花無盡藏には、相間田を出て、三國の嶺に登るといへり、又回國雜記標注に、三國峠は上野、信濃、越後三國の堺にて、山上に社あり、上野赤城明神、信濃は諏訪明神、越後は彌彦明神、此三社を祀りて國堺とす、一名三坂といへり、云々。關八州古戰錄云、永祿四年辛酉三月、上杉政虎信は陽明殿御父子を守護し、春日山の居城を打立、深志の海道、木曾路を經て上京なり、此時岩槻の太田三樂齋、近衛殿歸洛の暇乞と稱して、越府へ來り、密議し、密に寄入道立山叟を伴なひ、三國峠越に、廐橋へ入城し、小田原表へ亂入せんと謀を圖らす。

長野（ナガノ）　古の牧の名にして、利根川の源谷を指すごとし、即吳桃郷の北なり。日本後紀、弘仁二年九月、上野國利根長野牧、賜三品葛原親王、而も之を延喜式に徴するに、左馬寮御牧久野牧あり、長野なし。村岡氏云ふ、長字草體、久字と相近し、故に誤ると。今上牧、下牧の名は、三國の北に存れるは、長野牧の遺址なるべし、塚本氏沿革考、又同説なり。

上牧（カミモク）　今下牧と共に後閑、政所等に合せ、古馬牧村と云ふ、利根川の東岸に緣り、後閑の北一里半、清水越の一驛次とす。

小川（オガハ）　今石倉と共に、月夜野宿に合せ、桃野村と改む、利根川の西岸に在れど、月夜野の北一里半、上牧と相對す。管領武鑑に、天正六年、謙信逝去後に、上野の諸城は、大方北條方となりしも、小川の可遊齋は景勝方なりしが、後には落城せりと載す、即此也。（名跡志に、二宮系圖を引き「文明十七年、越後の上杉民部少輔房能は、長尾六郎爲景に討たる、顯定憲房越後に赴き、軍無利、越後を退き、上州に歸り、沼田の石倉、長森原の舘に入る、爲景、伊玄、高梨薬來攻、永正八庚午六月、推谷の城主高梨攝津守の爲に、顯定討死、伊玄、爲景、高梨は沼田に栖籠、白井を攻めんとす、白井は上杉憲房なり、白井よりも沼田を攻んとす、不動峠と胡桃、小川、島三ヶ所に、四五度白井と合戰、沼田方打負、越後へ歸ると云々、之を土人に聞くに、石倉に長峰原あり、小川に森原あり」と注したり、然れども房能の弑せらるゝは永正六年の事とす、(越後東頸城郡天水を見よ) 二宮系圖の言ふ所信け難し。

小日向（コヒナタ）　今湯原、湯檜曾、及び藤原等十八村、相合せ水上（ミナカミ）村と改號す、即利根川の源谷にして、二十方里の廣面積を測算せらる、沼田より小日向に至る四里半。

小日向は利根川の東岸なるが、西岸を湯原（ユハラ）と云ひ、溫泉あり、鹽類泉溫百三十度、其西北なる山中にも一泉あり、谷川湯と稱ふ、

（[illegible]湯）

湯檜曾（ユビソ）　小日向の北一里半、利根川の西方にて、清水峠の山下の驛次とす。此より登攀二里半にして項界に達し、北に降る二里餘にして、清水驛（越後魚沼郡）に至る。清水越は近世越後往來の官道に非ざりき、明治十八年、群馬新潟兩縣の合議に因り、新に修道を施せし者とす。されど天正、慶長の昔にも、間道として、此一線已に在りて、直越と稱せられ、湯檜曾をば犬代とも、伊濃飛莝とも呼べり、鹽類泉あり、溫百五十七度。

（伏犬）

清水峠（シミヅ）　三國山脈の一橫絕路にして、朝日嶽の西傍を過ぐるものとす、登降五里の險阻なれど、三國峠を踰ゆるに比すれば、頗直達なるを以て、近年之を

(猿ヶ京)關を以て官途とし、三國と相並行せしめらる。其境界には[illegible]高下四百八十米突、[illegible]田道は稍加ふること五百米突[illegible]に、昔は書[illegible]あり、慶長の比より此口を守れり、

會津[illegible]風土記云、清水口の番守、安部彌左衛門の家[illegible]

「尚々其元偏に賴入候以上、

急度以書札申入候、仍當地あはさはより、百姓共欠落、其元へ参候、御糺見候て、其方へ[illegible]置候様、書状可給候、當年中諸役代ゆるし可申候間、此筋目共身共に被仰候て、早々[illegible]被返し候へ、[illegible]元御用も候はゝ、可被仰[illegible]申間敷候、恐々謹言、

五月五日　　　羽　筑後守　昌幸(花押)

　　　　　　　忍　越前守　能[illegible](花押)

　　安　彌左衛門殿　參人申」

按に關ヶ原と云へば、慶長四年の事とす、昌幸は當時沼田の領主たる眞田安房守なり、[illegible]は湯檜曾の東なる村名なれば、清水峠を越え[illegible]たる[illegible]民の事に關り、此書ありし也。[illegible]武鑑云、天正十年、藤田能登守信吉は、沼田より越後へ浪人なり、戸根川の河上、北上野の内、伊[illegible]北越軍記に犬伏に作る)へ掛り、直越の路を越て、越國の内志水谷へ着、長尾伊賀守[illegible]の志水城へ入る。

藤原(フヂハラ)

(藤原入)(平嶽)

湯檜曾の東北にあたり、三里餘を隔つ、今小日向以下、清水上村の[illegible]の下に掲げらるると雖、利根の水源は實に此藤原に極まれり。山中最も[illegible]にして、概して、藤原入と稱へ、其平嶽、笠嶽、武尊山等、いづれも二千米突以上の高峰とす。[illegible]は[illegible]日嶽、烏帽子嶽、小澤嶽等の東北にして、標高二千百七十米突、三國山脈と羽越山脈との交會にあたり、上州越州と奥州(岩代)の自然堺を爲す。○利根の水源は藤原山に出づとの事は、早く[illegible]記に之を[illegible]

り、これ即ち[illegible]を指せるならん。近世の江戸名所圖會、利根川圖志等には文珠山の幽谷に發すと爲す、又山中の一峰なるべし。

[illegible]云、後上野志、藤原[illegible]、[illegible]小田原、[illegible]年、[illegible]上杉[illegible]、[illegible]、[illegible]長、[illegible]、[illegible]不住、[illegible]之不克、上杉[illegible]、[illegible]、[illegible]八[illegible]の事は、[illegible]にも[illegible]たり、[illegible]には玉泉寺[illegible]記を[illegible]引し、[illegible]にも[illegible]し、沼田上野[illegible]の時、安倍三[illegible]にて出仕す、其[illegible]藤原村に在りと[illegible]、上古の八[illegible]と、[illegible]安倍[illegible]して[illegible]たれど、多少の實事の、此間に窺する所あらん歟。

笠嶽(カサ)

藤原入の最高峰にして、平嶽の東南にあたり、武尊山の東北に連なる、即藤原入と片品入との界[illegible]なり、[illegible]高二千二百[illegible]米突、或は笠ヶ岳とも云へり、[illegible]志云、[illegible]山塊の[illegible]に笠山あり、笠山層の名の由りて來る所にして、此の山岳は輝岩より構成せられ、謂はゆる笠山層も亦御荷鉾系に外ならず。

笠科鄕(カサシナ)

和名抄、利根郡笠科鄕、[illegible]加佐之奈。○今片品村、東村にあたる、即片品川の奥にして、謂ゆる片品入なり。四面皆山、縁盂の如し、溪流は一川に合湊して南下し、西に[illegible]して沼田下に向ふ。[illegible]に、利根郡[illegible]笠科明神と云ふを[illegible]すれば、此山谷は古[illegible]なりしを、中世以降片品と訛りたるにあらずや、近世には此地を拜圖庄とも云へりと。〔[illegible]上野志〕

(四拜)

片品入(カタシナイリ)

今村名を立てて、片品、東の二と爲す、即片品川の源なる山谷を云ふ、北は[illegible]、[illegible]、白根[illegible]を以て下野日光入と[illegible]ち、西には[illegible]あり、[illegible](小[illegible]入[illegible])、[illegible]、[illegible]山、[illegible]あり。

尾瀬(オセ)

[illegible]片品入の北[illegible]にして、會津[illegible]の南なる[illegible]を云ふ、[illegible]千八百[illegible]とす、[illegible]の東には[illegible]山、[illegible]、山[illegible]南北に[illegible]下。[illegible]村玉泉寺[illegible]に曰く、[illegible]貞任(或云[illegible])[illegible]也、[illegible]四年[illegible]、[illegible]、[illegible]八幡[illegible]、[illegible]尾瀬[illegible]也、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]

東入(ヒガシイリ)

片品入の別名なるべし。加澤記云、永正七年六月廿日、上杉[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]。

戸倉(トクラ)

今土出、東小川、須賀川、摺渕、花咲等と相合せ、片品村と云ふ。片品入の北部にして、戸倉を以て最奥とす、沼田を去ること十里、尾瀬峠の下にあり。凡會津[illegible]の者は、戸倉、土出(伊閉とも云ふ)より登すれば、尾瀬峠、澤山峠、十里無人の境を經て、檜枝岐に接續するを要す。

東小川(ヒガシヲガハ)

今片品村の大字とす、戸倉の南三里、温泉あり、此より東へ山嶺を踰え、日光に至る[illegible]あり、其山中に

（金精峠）

沼[illegible]ありて、小川沼と呼ぶ、二湖に分れ、周囲四十町、[illegible]千百町許。東小川より山路七里許にして、湖沼を望み、座禅山を横ぎり、金精峠に至る二里、峠を下る一里にして日光湯元温泉に達すと云ふ、金精峠は標高二千米突、白根火山の北にあたる。

須賀川　今片品村の大字にして、其中央とて、東小川の南一里、片品川の西岸なる部落なり

花咲　今片品村の大字なれど、須賀川の西一里、武尊山の麓とす、此より花咲峠を踰えて、川場に至る捷径あり、凡三里、花咲石とて、賞美するは此地の産なり、○[illegible]上野志云、花咲村の観音堂の傍に、石あり、[illegible]るが如き紋様あり、其形代[illegible]に、[illegible]、日[illegible]、石に白花、如[illegible]心[illegible]井、「[illegible]」とある[illegible]ならん

追貝　今平川、高戸谷、老神、大原、穴原等と相合せ、東村と改む、片品入の南部にて、其中川、追貝は片品川の東岸にあたり、白根山の西麓と謂ふべし。白根は一名[illegible]山と云ひ、[illegible]中山の[illegible]にして、標高二千三百[illegible]米突。○[illegible]記云、天正十六年、金子美濃守は[illegible]て、[illegible]人を給り、[illegible]の[illegible]を開き給ひて、追貝の[illegible]に[illegible]を[illegible]に[illegible]給り、後に[illegible]にて[illegible]給ふ。

老神　今東村の大字とす、沼田町の東北[illegible]里、此より北へ追貝まで一里半、追貝より[illegible]へ一里半、老神に温泉あり、沼田十三[illegible]

片品川　利根郡の大渓流にして、[illegible]、[illegible]沼に[illegible]し、片品入の[illegible]を[illegible]して南下し、[illegible]に至り屈折して西に向ひ、[illegible]の[illegible]より西北に向ひ、沼須に至り、[illegible]し、利根川へ入る。其源頭より[illegible]に至る凡十一里、[illegible]に至る三里、沼須[illegible]野に至る三里。

輪組　今[illegible]、日向、[illegible]等と相合せ、赤城根村と改む、片品入の南にして、赤城山、黒檜山の陰なり、故に赤城根の名を命せらる。片品川北より来り、此地にて屈折し西走す、

（北勢多郡）

此赤城山の陰の諸村は、如何なる故にや、近世は北勢多郡の管内たりき、明治十三年、特に北勢多郡の号を立てて之を区分し、利根郡の統治に属せしめ、明治二十九年に至り、北勢多郡を廃せられ、全く利根へ入る。是等山陰の地の利根郡の管轄たることは、地形の当然に[illegible]て、之を立論すべきに止まらず、[illegible]、[illegible]井[illegible]、[illegible]根郡に係けたるにても明なり、[illegible]利根郡[illegible]品、沼田二[illegible]の[illegible]。

根利川　大袈裟丸山、栗生山の間に発し、片科川へ入る、長[illegible]里、○利根川図志云、利根川は[illegible]足尾山より[illegible]き、大[illegible]、小[illegible]丸より出て、下りて西に流れ、片科川へ合す、赤城山の陰にあたれり。袈裟丸を、足尾にて、二子山とよぶ。

（袈裟丸山）

糸井　今貝野瀬と合せ、糸之瀬村と改む、赤城根の西にして、沼田町の東一里許、沼須、久屋と片品川を[illegible]て相対す。

本国神名帳に、利根郡従三位糸井明神とあるは、此地の古祠たること必せり、又名跡志、[illegible]今[illegible]糸井村小高神社は、貞観五年授位の神なるべし、糸井はもと利根郡なるべし、本国帳に、利根郡従二位小高明神と見えたれば也、と云す、而も神祇志料には、小高神は後閑村に在りと為す、[illegible]ふべし。○糸井村片品川の東岸に、一古墳あり、之を発掘せしに、東西九尺、南北六尺、厚三尺の天然石を以て蓋となし、内には刀大小六本、直径八寸五分の金環一個、金色を帯びたる香爐の蓋様のもの一個、金環三個、銀環二個、[illegible]一個、四寸五分、二寸五分の矢の根十三本、八[illegible]形黄色を呈べる金器一個等あり。〔考古[illegible]〕

森下　今久保、川額と相合せ、久呂保村と云ふ、糸井の西南に隣り、片品、利根の二水はこの間に相合ひ南下す。

管[illegible]云、天正十年六月、[illegible]一徒は藤田が沼田城を攻るときゝて、[illegible]より打出て、長井坂を越え、新原、森下へ移り、片品川の瀬を渡りて、下沼[illegible]へかかり、後攻と有之候、藤田は敵の片品川渡るべき所を見積り、人形に火縄を結付け、下沼[illegible]にて森を片取り、紙旗などを立て、[illegible]の如く見せ、[illegible]を[illegible]て見せければ、敵は川を渡り得ず、夜明るを待つ、其間に藤田は城を[illegible]て引退ける。○久呂保とは[illegible]城の黒檜山を指し、高[illegible]に出でたり、此地は黒檜山の下にあたれば、今採りて名つく。又[illegible]に新原とあるを、[illegible]一書には白井領入原とも云へり、今の川額の古名にあらずや。

（久呂保）（新原）

其[illegible]信[illegible]、[illegible]守[illegible]出[illegible]候、遠[illegible]、於信[illegible]田、[illegible]、沼田[illegible]、[illegible]之門、[illegible]、[illegible]下城、[illegible]百人[illegible]、其上[illegible]〔中略〕九月八日　氏直判〔古[illegible]〕

これは天正十年のものにて、[illegible]とは徳川氏の兵をさせり、[illegible]古戦録云、[illegible]十年秋、[illegible]上野川東の諸士、過半南方の麾下に属しけるが、中に沼田の倉内の城は、[illegible]滅亡の後、[illegible]下三河守[illegible]て、北[illegible]に[illegible]らざる故、氏直[illegible]て攻落さる

川額　今久呂保村の大字にて、森下の西南に隣る。額に入ヶの訓あること、[illegible]を[illegible]らず。○加沢記云、天正十年十月上旬、長井の要害に、[illegible]田[illegible]前守在番したりければ、南方より氏邦出張して之を落し、宮田の住人須田加賀守に預けられ、[illegible]も同昔の要害には金子美濃守立籠る、[illegible]円の城には[illegible]守[illegible]在城しければ、氏邦諸手へ下知し、

森下、阿曾田城を不日に乗捕、倉内をも年内に可責落とて、川額の塁に控へて居たりけり。

勢多郡

勢多郡（セタ） 群馬郡の東にして、赤城山の下なり、今面積[illegible]十七方里、一市十七町村、人口十四萬、市[illegible]に沿ひ[illegible]郡[illegible]、[illegible]の二村を山田郡の下へ移す、渡良瀬川の峡谷に在りて、地形[illegible]後郡に依属すれば也）

[illegible]天平勝宝七年、上野国勢多郡、少領上毛野[illegible]と見え、[illegible]当国々分寺[illegible]とあるを初見とし、[illegible]名抄に九郷に分つ[illegible]、[illegible]の所在[illegible]を缺く、中[illegible]国にも[illegible]、名義は、上野名跡考に、此郡赤城の大山の下なれば、即志多の義ならんと云へど、如何にや。

[illegible]上記云、[illegible]市場直純[illegible]日に[illegible]、[illegible]元亀四年三月十五日、[illegible]有り、安永[illegible]と云ふは今知れず。

勢多は何の比よりか、利根郡の片品川以南、赤城山麓の村里をも兼併し、近世は凡五萬七千石の総高あり。明治十三年、其山陰の地を、山南に分ち、北勢多、南勢多（ミナミセタ）の郡號を立てらる。已にして二十九年、北勢多郡を停め、其地を[illegible]に復し、南勢多は勢多の旧に仍り、而も東群馬郡をも合す、即今の境域也。

（勢田郡）（南勢多郡）

棚下（タナシタ） 今長井、津久田、猫村と相合せ、敷島（シキシマ）村と云ふ。赤城山の西北隅にして、赤城山の西、利根川の峡谷中に在り。即前橋より沼田の山路なる小驛家なり、前橋へ七里、沼田へ二里。

前橋風土記云、棚下村、山背有洞、廣二十歩餘、深[illegible]下於洞前、洞中望之、如[illegible]、洞邊松杉凌天、奇石相接、洞中置堂、安不動尊、径従山腰環登、宛如螺子。

棚下は利根川の東岸なれど、西岸津川[illegible]より川田村（利根郡）に[illegible]、[illegible]には、棚下を近[illegible]して、水[illegible]を[illegible]する[illegible]す。此間は謂ゆる綾戸（アヤト）の狭窄にして、峡勢最険隘なり、即利根の上游と中游の分界にあたる。方俗の説に、太古利根郡は[illegible]の山中にて、溪水[illegible]して一大[illegible]たりしに、小高[illegible]、綾戸の隘峡を斗穿して、[illegible]の水を排下せしめたり、云々。

（綾戸）

長井（ナガヰ） 棚下の南にして、沼尾川に至る間の部落なり、長井小川田とも呼ばる。管窺武鑑に、天正十年六月、瀧川一益、沼田へ後攻として、厩橋より新巻へ出て、米野臺へ押上げ、長井坂を越え、[illegible]（ナガイ）、棚下へ移ると云ふは、此山路也。[illegible]後上野志、小川田、又長井小河田村と云ひ、又南雲村といふ、南雲山在り、数峰相連り、山頂廣平、縦横二里餘、百（モモ）原と呼ばる、民家は其北麓の中に在り、坂路を松木坂といひ険危なり、又[illegible]坂、長井坂あり、長井坂の上に古塁址あり。

（小川田）

沼尾川（ヌマノチ） 赤城山中の[illegible]の末にして、西に降りて、長井と津久田の間に至り、利根川へ入る、長四里許。

沼尾の渓中に部落あり、深山（ミヤマ）と云ひ、今敷島村の管内とす。延喜式に、当国有馬牧九處の一なる沼尾（ヌノチ）と挙げたり（沼尾は原書一本沼尾に作る者あり、今[illegible]、[illegible]、及び松[illegible]に拠る）[illegible]赤城の沼尾南北の山谷

（沼尾）

にして、今の[illegible]村、[illegible]村にあたる、[illegible]羽尾に擬すれど、従ひ難し。

津久田（ツクタ） 今敷島村の大字とす、棚下の南二里、西岸は上白井村なり。管窺武鑑に、天正六年、上野国にて上杉方の諸城を挙げて、久屋、棚下、佃（ツクダ）、中山と云へるは、[illegible]なり。

（佃）

猫（ネコ） 今敷島村の大字なり。（[illegible]云、天正十年六月下旬、[illegible]、津久田、猫[illegible]、[illegible]、[illegible]にて[illegible]たりしも、[illegible]して[illegible]につたひ落たり。

溝呂木（ミゾロギ） 今宮田、[illegible]、三原田等と相合せ、[illegible]（コモチ）村と改む、津久田の南にして、利根川の東岸、赤城西面の大麓にあたり、村[illegible]高原の上に散布す。古の沼尾牧[illegible]、三原田と云ふ部落あり、牧中の田土の義歟、御牧なれば三原とも云へるや論なし。

（三原田）

宮田（ミヤタ） 今[illegible]野村の大字とす、宮田の名は、天正中の[illegible]に見えたり。

山吹日記に、宮田村[illegible]什物、エホシ[illegible]人形、天正八年十二月一日、[illegible]、文明六年九月十九日、不動山の[illegible]、石[illegible]、[illegible]年、不動[illegible]二十丁[illegible]、[illegible]の中自然石の像なり、六地蔵塔に、文明の文字見ゆなど云へり。

眞壁郷（マカベ） 和名抄、勢多郡、眞壁郷、訓萬加倍。○今北橘村にあたる、大字眞壁存す、即沼尾牧の南隣とす。

眞壁は諸国の郡郷名に多く見え、眞髪部（マカミベ）の中略なり、而も延喜中、白髪部を改め眞髪部とせられし記旨分明なれば、此なるも元は白髪部の姓氏の人々の住居に因れるならん。

八崎（ヘッサキ） 今上箱田、箱田、宮部と相合せ北橘村と云ふ、溝呂木

三原田の南にして、地勢相同し。今橋といふは、橘山に取りて、南北に分てるなり。○八崎は利根川を囲みて、白井、渋川と相對す、不動山の城址あり。後上野志云、不動山城は今八崎に跡あり、又[illegible]記には、發崎に作る、長尾左衛門尉伊玄が持也、永正六年、長尾伊玄越後の長尾爲景と心を合せ、山内殿に背く、上杉憲房大軍を帥て白井、沼田兩城を攻む、伊玄不動山を保つ、云云と見ゆ。（發崎）

箱田（ハコダ） 今北橘村の大字にして、上箱田、下箱田に分つ。下箱田は利根川に臨み、近年架橋せらる、前橋、渋川の驛路にあたれり。又廣瀬川、桃木用水の呑口は、近年下箱田と眞壁の間に修理せられ、二派に分れて南東へ降る。箱田の木（キツ）神社は、俗説あれど荒墟を免れず、其遠流は年魚を名高く以て、廣瀬桃木の溝渠ありて、流れの後、又は其下流に猿名を合せらるゝ、其實同名の神社ともいへり。（木倉神社）

時澤（トキサハ）郷 和名抄、勢多郡時澤郷。○今富士見村、南橘村にあたる、富士見に大字時澤存す、郡誌[illegible]郷の南東に隣る。時澤川は白川（シラ）と稱し、小城山の東麓に發する溪流の末にして、小暮、時澤等を經て、細井（南橘村）に至り、桃木川へ注ぐ、或は延ぶ、桃木用水の箱田にて利根を分派せざる以前には、白川を以て桃木筋の源と爲したるか、長五里。本國帳、勢多郡正五位上白川明神も、此邊におはすなるべし。（白川）

米野（コメノ） 今石井、田島、原之郷、時澤、小暮等に合せ富士見村と改む、箱田の東とす。管窺武鑑に、天正十年、滝川勢は廐橋より新巻へ出て、米野の寨へ押上げ、長井坂を越え、沼田城へ後攻すとあるは、此地なり。

小暮（コグレ） 今米野、時澤等と相合せ、富士見村と云ふ、赤城山西南麓の村里にして、前橋の北一里半。赤城山に登るものは小暮より東北に峯登し、五里許にして神廟に達す、謂ゆる鍋割、荒山、鈴鹿峯の險を經る者とす。

田口（タグチ） 今關根、荒蒔、小出、川原島、青柳、細井等と相合せ南橘村と云ふ。箱田の南にして、前橋に至る間とす。路西に一丘ありて、俗に金毘羅山と呼ぶ、桃木川其下を繞りて流る、謂ゆる橘（タチバナ）山是なり、前橋の北凡二里。

橘山（タチバナヤマ） 前橋風土記云、田口村北、有橘山、上多椿及松、其北有壤山、巖卒如人可畏、橘山南有片石（カタコク）山、奇峯卓立、松樹叢生、南則絶壁、北則累石危峙數十尋。○名跡志云、傳説雜記に、觀應年中、上杉民部大夫憲顯、橘山に在城し、是れ根城なるを以て、家臣皆妻子を橘山に差置けり、云々、廐橋は用水不自由故、惣社より石倉へ（廣瀬利根の）水を引きしを、天文の洪水にて、橘山の用水口より、廣瀬利根切込て、本利根川となる、云々、橘山は田口村の地内と云ふが、古城跡ありや否や知れず。○今按、往昔の利根川は今の廣瀬筋なりしことは、疑惑を容れず、されど橘山より西南、漆原、大久保、總社に至る砂礫（今川原（カハラジマ）島と云ふ、近年まで群馬郡の管内なりき）は、河水の變動にあたり、永祿の左右に、舊實の變移ありしや詳らかに知れず、猶探るべし。（川原島）

關根 今南橘村の大字にして、此にて桃木川（元荒堀）と越後路（前橋より渋川沼田に達す）相交る。管窺武鑑に、[illegible]は、上杉謙信退去の後、白井領入原より、前橋領關根へ引込、石關兵庫を打殺し、戸根川の向、漆原へおかわり里見へ參候、とある邑落とす、田口の南に接す。

荒牧（アラマキ） 今南橘村の大字にて、關根の南なり、其南を小出と云ひ、共に廣瀬、桃木兩溝の中間に居る。○荒牧は又新（アラマキ）巻、荒蒔に作る、青柳の條に引ける、永正六年紀行に、荒蒔和泉入道の宿所と云ふは、正しく此地なり。源平盛衰記に、上野國荒蒔と云所にて、伊勢三郎義盛と主従になると載するも此歟。（荒蒔）

鎌倉大草紙云、文明九年七月の初め、古河の成氏公、數千騎を引率して景春が後詰として、結城、兩那須、兩佐々木、横瀬等供にて、瀧といふ處へ御出張の間、兩上杉もかなはずして、上州白井へ引退き陣を取、十月、長尾景春、同六郎爲景、公方より加勢ありて、荒巻といふ所へ陣取、道祖鹽寶原へ陣取、惡所を前にあて待懸けるに、敵は引退て歸陣す。（鹽寶原）

文明九年の荒巻、鹽寶原陣は、大草紙の紀事、簡に失して、其地理始末、頗惑あり、幸に松陰私語に之を載する詳にして、以て發明する所あり。鹽寶の地名は今存否を知られど、荒巻の郊野にて、前橋市の北たるや必せり。○下總舊事考云、文明九年七月、成氏率結城兵實、那須資持、那須明資、佐々木、梁田、一色等兵數千、援長尾景春陣上野瀧、先是廣瀬攻事、降成氏、亦從焉、顯定、憲房計大兵不可當、退陣白井、島山式部大輔、率一百五十騎、又有景成兵、攻富上總、九月朔日、宇都宮正綱、結城于上野川曲營、其兵猶留在川曲、是月大田資長[illegible]、十月二日、相攻營以爲陣營之地、管當他日暮地上野東邊、有成兵出兵挑戰、則其他等以制勝之便也、景春同資長在荒巻、乞援結城、那須、佐々木、横瀬、及近地將士等、與景春、同率大兵、道資長、資長避之、淨子鹽寶原、陣陣南陣、景春不敢戰、對營數旬、十一月十四日、景春引兵而還、下野、下總等諸將、皆各散還、十二月廿三日、成氏發濃、廿四日觀音寺、陣廣馬場、廿七日南軍預期會戰、然大雪不能戰、是夜顯定、憲房、遣使馬場四[illegible]約和、文明十年正月二日、成氏與顯定、憲房等約和、命景春勿兵、四日結城宇都宮等各罷還。（鎌倉大草紙、松陰私語）○今按、松陰私語に川曲と云ふは何地にや、今群馬郡内歟。江戸城靜勝軒詩銘序に「道灌公之師道[illegible]、屯兵於上陽赤城之麓河北」とある

へ、まさに其[illegible]にあたる。

日輪寺 [illegible]の北にあり、[illegible]、本尊[illegible]音、樓門[illegible]、此地は古の青柳[illegible]にて、伊勢神領なりければ、此寺もしくは神領に與れる古刹にあらずや、又寺の北に八幡山あり、孤峰獨立す。

青柳 今田口、細井等と相合せ、南橘村と云ふ、荒牧の東にして、前橋の北一里餘。

永正六年宗長紀行、東路のつと云、草津へ行くとて、大胡に一宿し、[illegible]より野山を過ぎて、青柳と云ふ里あり、春ならましかばとぞ覺えし、此のあたりにて、伊香保の嵐しぐれ來て、よき方も無かりしに、荒蒔和泉入道宿所よりとて、立寄るべき由なり、暫時ありて、夕日晴やかに映じ來りしに、ふと浮び侍りしかば、

やどれとて時雨し秋のゆふ日かな。

神鳳抄に「上野國[illegible]内宮、青柳御厨、布三十段、三十丁、建永符十丁」とあるは此里なり。今も神明宮あり、其廢跡なりしを知る。又青柳の東南に龍藏寺あり、堂宇林木のさま、近世のものにあらず、其舊傳を得ざれど、地方に名だたる[illegible]なりとて。

（寺藏龍）

細井 今南橘村の管内なれど、青柳、白川の東にして、時澤の南なり。白川は、此にて西北より來れる桃木川に合ふ、細井も神鳳抄に「上野國細井御厨、布七十六段、三十五丁」とありて、中世伊勢神封の地とす。○松陰私語云、文明九年、五十子諸將退陣、越河陣者白井長陣、山内河内[illegible]陣、河越細井口[illegible]陣、當方今[illegible]、同五月八日、長尾於針谷原合戰、山内河越同心景春、當國中一揆[illegible]、長野方[illegible]、[illegible]同心。

小出 今南橘村の大字にて、前橋國領町の北に接す。本國帳、勢多郡、正五位上小出明神は此なるべし。

桃木川 [illegible]用水と相並び、[illegible]大渠なり、箱田、[illegible]に於て堰堤を築き、利根川を分ち、二派の水東南に下る、其東偏の一派は即桃木川にして、代田、細井に至り、白川（赤城山より出づ）を合せ、小屋原、駒形に至り廣瀬の舊道に入る。以下行りて下[illegible]川の名あり、荒砥川を合せ、伊勢崎の西南を過ぎ、箱川を合せ、境町の南平塚に至り利根川へ入る。

箱田より小屋原まで凡四里、小屋原より平塚まで凡四里、灌漑の利頗大なり。

往昔の形狀を以て之を云へば、桃木川は時澤細白川の舊にして、小屋原に於て廣瀬利根川へ入れる者とす、故に細川とも呼ばる。其箱田、細井の間に新渠を穿通して、水源を疏したるは、近世の事なるべし、桃木用水の名も其時よりの事歟、猶探るべし。されば此一川は、上部には新渠、中部には白川の舊道、下部には廣瀬利根川の舊道、三者より成ると謂ふべし。

芳賀郷 和名抄、勢多郡芳賀郷、訓波加（今詳ならず）、名跡考、名跡志等に、端氣村に擬したるを以て、近年端氣を芳賀と改めたれど、明確の證據を缺く、芳賀は芳志氣と相轉訛すべき語音で字にあらず、後の識者に待つべきのみ。

端氣 今嶺、小坂子、[illegible]、五代等と相合せ、芳賀村と改む、時澤、細井の東にして、赤城山の南麓に居り、前橋の東北一里。

小坂子 今芳賀村の大字とす、端氣の北一里許、大胡より赤城の[illegible]を横ぎりて、小暮、箱田の方へ赴く通路は、此を經由す、小坂子の南に大字鳥取あり、て、本國帳、勢多郡從三位鳥取明神の鎭座する所とす。

（鳥取）

桂萱郷 和名抄、勢多郡桂萱郷、訓加以加也。○東書萱は萱の誤なり、桂字に加以の訓あるは疑ふべし、加太の誤にて、即今の片貝にあたるべし。もし眞に加以加也ならんには、挂字なるを要す、而も挂萱とせば、片貝と相轉訛すべき語音を存せず。故に曰ふ、加太加也とよみ、今の桂萱村（片貝）是也[illegible]、[illegible]の南にして、[illegible]（今の[illegible]河道）を以て、[illegible]とす。

桂に加豆以の訓あることは、古書に[illegible]し、[illegible]豆以也。音便につめて、加太[illegible]也に訛れるなり、古書は詳ならず。萱萱は時俗混同して分たず、皆萱を以て、加也に假るも、實は相異なり。

地理志料云、挂萱、[illegible]、[illegible]一作萱並訓、今按[illegible]、[illegible]、千藤字書、[illegible]下[illegible]、[illegible]、草木部、引玉篇、[illegible]、一名[illegible]、和名[illegible]、二字自[illegible]、[illegible]名。

片貝 今上泉、石關、[illegible]等と相合せ、桂萱村と云ふ、前橋の東[illegible]里、桃木川と上廣瀬川の間なる田村なり。松陰私語に、文明九年、大田資長片貝に陣し、次に[illegible]を[illegible]といふは、是地なり。

上泉 今桂萱村の大字とす、片貝と端氣の間にして、桃木[illegible]に在り。（[illegible]）[illegible]に、[illegible]、北條氏康上州へ發向、廐橋に在城す、當田[illegible]代、[illegible]守則直に、上泉を攻さす、[illegible]を以て[illegible]く、一旦の[illegible]とや思ひけん、[illegible]て北條家に降る、上杉輝虎廐橋に來り、[illegible]を[illegible]へさせ、景虎は利根川を渡り上泉[illegible]に亂入、[illegible]、上泉伊勢守は簑輪に籠り、落城の時切投、[illegible]、[illegible]の家に[illegible]して死す、云々、甲陽軍鑑に、上泉伊勢守は新かげ流をつかひ出すと、云々、修説雜記には上泉は大胡信貸守、[illegible]に上泉武藏守信綱と云ふと。（名跡志）甲[illegible]云、上泉[illegible]、[illegible]

州に遊歴し、和州[illegible]其術を授く、金剛姓なりしとぞ。

廣瀬川（ヒロセ）

（廣瀬利根川址）

今前橋の市中を貫流する溝道の名にして、市の北二里、前田村に於て利根川を分派し[illegible]本用水と[illegible]を一にして、其[illegible]す。以下東南に向ひ、[illegible]なも容れ、更に四五派に分れて、那波郡の田圃に灌漑す。此河道は元利根の幹流にして、往[illegible]の東南、駒形[illegible]の邊に至り、[illegible]川と相會ひ、今の桃木[illegible]れり。されば桃木、廣瀬は下廣瀬川と唱ふべく、駒形以上には上廣瀬川と唱ふべし。凡此廣瀬と桃木の諸溝を[illegible]修して、灌漑の利用を得くしたるは、近世の事なるべく、其土功の[illegible]を要す。

廣瀬利根川は古の群馬、那波を西岸とし、勢多、佐位を東岸と爲して、西上州と東上州との分界たり。其遷轉につきて、上野傳説雜記には、初め廐橋の西方の用水に近しかりし故、[illegible]天文年中の洪水に、利根川の本流之に[illegible]込みて、石倉を[illegible]より本流と爲ると述べたり。名跡志には、廣瀬は古の利根河也、[illegible]年間に[illegible]、[illegible]永に[illegible]、石倉に分派し、天文に本支を[illegible]したる[illegible]

前橋（マヘバシ）

（廐橋）

今前橋市と云ふ人口三萬五千、一區の都會也、利根川を西に帶び、廣瀬の溝渠、街巷の間を流れ、高崎（六哩）より足利（廿七哩）の[illegible]に通ずる両毛鐵道は、市南に停車す。

前橋は古書廐橋に作り、[illegible]群馬郡[illegible]の地なり、[illegible]府と爲りしより、四近の村郊をも併せて大邑と爲る。大略、南を紅雲分、[illegible]代田と云ひ、東南を天川と云ひ、東北を片貝、一毛と云ひ、北を[illegible]と云ひ、西北を岩神と云ふ、片貝[illegible]廣瀬川の[illegible]たれば、[illegible]

[illegible]ならん。

芳[illegible]、[illegible]之[illegible]、[illegible]書申、[illegible]、依[illegible]傳什、只今[illegible]廐橋地、令[illegible]、[illegible]云々、

五月十日（天正十年）　一益（花押）

[illegible]

前橋の字面は、甲陽軍鑑、[illegible]己に之を取る、[illegible]長以後の事[illegible]、八幡宮は[illegible]町に在り、[illegible]とし、神領十五石なりき。

群馬縣廳（グンマ）

[illegible]置、以て本州を管せしより、今に至り[illegible]、十一郡二市、人口九十[illegible]、[illegible]は大政[illegible]の[illegible]、岩鼻縣を置き、[illegible]、己にして廢藩、群馬縣を[illegible]、[illegible]田、[illegible]田、[illegible]より管治す、又群馬縣を[illegible]、九年[illegible]

前橋城址（マヘバシ）

市街の西にして、利根川を背にして東面す、[illegible]して曲輪といひ、南北七町、東西四町許、本城は永禄中上杉氏陞せて東國の鎭城と爲ししより、其名著る。徳川氏江戸入[illegible]、[illegible]を以て城主とす慶長六年、川越城主酒井河内守忠重之に代り、封三万石、其子[illegible]、老中に[illegible]、[illegible]を以て[illegible]封十萬石、其子[illegible]守[illegible]の[illegible]、更に[illegible]石を加恩あり、[illegible]忠清は四代家の補佐たり、加恩五萬石、前封を併せて二十[illegible]

[illegible]城に移る、[illegible]

廐橋は築城の始めを知らず、蓋長野氏の一門之に居り、[illegible]

[illegible]、城下長昌寺、[illegible]代城主之[illegible]、其二道安、其三道賢、[illegible]、各[illegible]其[illegible]道[illegible]之、[illegible]長野道安也、（見[illegible]）、道安者道賢之[illegible]彈正入道々賢也、[illegible]芳林者北條安藝守也、[illegible]記[illegible]、創築此城、天文之間、長野[illegible]、永祿元年、長野彈正入道居于此、長尾賢忠[illegible]守于此地、同五年長尾（上杉）[illegible]、令北條代之」云々、[illegible]には、[illegible]、是を關東守護の四首の名城と申し、[illegible]より終に落されたることなしと申傳候、天正六年、[illegible]、上野には廐橋の城主北條[illegible]、[illegible]虎方を仕る（按に、北條丹後は北[illegible]、[illegible]長門とし、其次に[illegible]、上杉に仕ふ）、名跡志云、和田記に、[illegible]代々皆[illegible]、其後[illegible]となる」云々、[illegible]に、廐橋[illegible]と云ふ人あり、[illegible]に「上杉輝虎は[illegible]し、廐橋に入[illegible]、[illegible]、成田長[illegible]、[illegible]、廐橋へ軍を[illegible]、[illegible]信の[illegible]、白[illegible]城中に於て[illegible]、やがて北條[illegible]守長[illegible]は、[illegible]日付として、[illegible]に[illegible]、廐橋城に籠して、諸忠が組子同心までも不殘附與せられたり、長國は[illegible]、天正六年三月、謙後[illegible]に落つ」、云々。○三河後風土記云、天正十年六月十九日、瀧川一益、

神奈川の一戰一利なく、廐橋に引返し、今日討死せし人々の姓名を書記し、金銀を添へて、城下の寺院へ送り、上輩衆を招き集め、終夜酒宴を開き、一益自身に小鼓を打て謡をうたひ、其後一益扇子取直し「其の空り納みある中の酒宴かな」と舞へば、倉賀野淡路守も扇子を取て「名将今はと鳴島の」とうたひ、互に名将今日一戰の功勞を謝し、鳥鳴を守ち閉れば、暇乞して廐橋の城打立つ時、人々の人質をばみな領々へ歸しける、上州の諸将士、一益が大勇義信に感ぜざるはなかりき。

橋林寺（ケウリン）　今曲輪町に在り、上川淵村の善昌寺　曹赤城山大昌寺（前橋）と共に、廐橋の古刹と稱せらる。後上野志云、橋林寺、文明年中、長昌和尚開山、天正年中まで、古宮院、又長昌院と稱へしが、同十三年橋林と改む、古城主長野氏、長尾氏以下の古文書につたふ。

龍海院（リュウカイ）　今前橋城址の南に在り、俗に是字寺（ゼンジアウ）と呼ぶ、參河國額田郡明大寺村龍海院の別院にして、慶長中、酒井氏之を建てて菩提所と爲す、酒井氏の墳塋あり。

妙安寺（メウアン）　今前橋廣瀬川の岸邊榎町に在り、親鸞聖人の弟子、二十四輩の一なる、之宗成然房、一に常念に作る、下總猿島郡之者の遺跡妙安寺を稱せる者なり、其創建年代知らず。近世、本寺所傳の宗祖遺像を、東本願寺に讓渡しける事は、諸書に散見す。○和漢三才圖會云、成然寺在群馬郡廐橋、開基成然、下總國妙安寺之別也、昔聖人自作真像、在當寺、東照神君、賜東本願寺興立時、使本多佐渡守同因名上之、今在東六條眞影是也、慶長八年正月三日、眞像京着、云々。

國領（コクリャウ）　今前橋市の管内なれど、北郊にして、澁川、沼田への通路を扼へたり。國領とは中世の國府所管の公田にして、他の庄田に分ちし遺稱なるべし。國領に隣りて大字一毛（イッケ）あり、又前橋市の管内とす。松陰私語に、箕田一毛とあれど、此は一家の義にや、又此一毛亦名の人を指せるにや、詳ならず。

(毛一)

岩神（イハガミ）　今前橋市の管内なれど、國領の西にして、廣瀬川及び利根川に瀕り、古の群馬郡驛家郷の域内にやあらん、其利根川の渡しを大渡（オホワタリ）と名づく。○前橋風土記云、岩神村有一岩、倚利根川、其石累積、高三丈餘、廣三四十歩、青赤色、水到其下、則旋廻不得遁、石縫間生荊棘及雜木、相傳、上古淺間嶽噴火、片石山（カタコク）（橋山）之北轉、飛落止于此。

安政六年七月、横濱の開港に方り、生絲の海外に需要せらるゝや、當業者に振興し、各地工を製出絲の製造に傾け、上州、信州、甲州、武州、江州、奥羽等より競ひて生絲を横濱へいだすに至れり、當時の生絲は手挽、坐繰の歳月と十以上のものにして、土地により其つくり方を異にせしかば、提造（上州前橋、富岡、下仁田、信州上田、松代、甲州、武州八王子、島田造（武州八王子、信州飯田、濃州岩代）、奥州造（奥州仙臺、江州長濱）など稱したりき、開港の當時は、各地とも粗造の弊なく、信州飯田の島田造の如きは、其品位、價格常に一等の地位を占めたりしといふ、然るに萬延元年の末より、一般に細糸に意を傾けたる際、本業の二緒取にいで、生産者の微心を長ぜしめ、たゞ繰目の多きと、細繊を競ふとの一點に傾き、知らず〳〵濫悪に陷り、續いて奸商輩の不正品をいだすものあり、かくて明治元年にいたり、頓に聲價を墜し、當時頗る衰へ、當に衰運の破産するものあり、同じき年四月、大總督府は生絲改所を江戸に置き、輸出の生絲を檢査せられ、時に製絲の改良を促しきり、三年六月、前橋藩の如き、西洋人を聘し、前橋細ヶ澤町に六人取の器械を据付られしが、更に近郊岩神村に地をトし、廣瀬川の水を利用して、十二人取の機械を据付け、速水堅曹藩長となり、西洋式の機械製絲法を習む、これ我邦に於ける器械製絲の濫觴とす、この岩神製絲場は其後藩營となり前橋縣へ引渡し、それより小野組の手に入り、又一箇月のものとなりしが、最後に民營に委ねたりといふ。（横井氏工業史）

天川（アマガハ）　前橋の東南郊の村里なるが、今は前市の管内とす、廣瀬川は北東を流れ、片貝と相隔る、天川とは廣瀬利根の舊河道に因りて起れる名なるべし。

驛家郷（ウマヤ）　和名抄、群馬郡驛家郷、○延喜式に上野國の驛名を擧げ、野後（坂本）、群馬、佐位とある驛は、群馬にて即本驛なり。野後より上野府に達し、府東に利根の巨流あるが爲に、群馬郷中に分ちて、一驛家を置かれしを知る、故に群馬の驛といへるならん、廐橋の號は、中世驛遞に廐橋などの事ありけるより出で、因りて遂に群馬の本名を失へり。大略、今の前橋市の南西部にして、岩神、天川等へも渉ることとし。されば群馬の驛家の昔には、利根川は今の前橋市の中央を貫流したりと思ふべく、驛家は其右岸に居れり、夫木集に、

都よりかへりくるまの里人はひとれ川をやわたらざるらん、

とあるも、此驛家の河津の事なり、○名跡志云、比利根（ヒトネ）川とは今の廣瀬川なり、和訓栞に「比は昔の重なるをいふ故、信濃に田井あり、比田井あり、上野に刀禰川あり比刀禰川あり」云々、新編名勝誌には「夫木の歌の意、二三の句、籠り來ると云ふに、群馬の里を離れたるなれば、四の句も人と稱る（一睡）意を、刀禰川にかれて、比刀禰川とはいひなせるなるべし、刀禰の外に比刀禰あるにあらず」と云す、後説よくあたれり

(比刀禰川)

朝倉郷（アサクラ）　和名抄、那波郡朝倉郷、訓阿佐久良。○今勢多郡へ入り、上川渕村、下川渕村にあたる、群馬郡驛家郷の南東に隣り、前田郷の北にて、上川渕に大字朝倉の名存す。

朝倉、六供以下、利根と廣瀬の間なる村里は、近古群馬

(東群馬郡)

郡の管内に入り、明治十三年、是等利根以東の村里、及び前橋を以て一郡に建てて、東群馬郡と稱せしめらる。而も二十九年に至り、東群馬の號を停め、其他は皆勢多郡へ入る。群馬東郡の名は中世にも已に見えたり、されど近年謂へる所の者と、分界自異なり。

六供（ロック） 今佐鳥、朝倉等と相合せ、上川淵村と云ふ、前橋市の南部なり。市之坪と云ふは、六供の北に接し、利根川の岸邊とす。往時此は貢進の處と云ふ、[illegible]落にて守備せる一水關ありき、當代山、[illegible]、新井寺、宗甫分）等の部落相隣る。

佐鳥（サトリ） 今朝倉、六供、西島、後閑、宮地等と相併せ、上川淵村と改む、前橋の南部にして、相去る一里餘。

前橋天川町と、朝倉との間、天川原に双児山あり、小丘駝背の如く、東西に長し、上代の墳墓とす。双児山の北にも墳墓あり、往々古墳を發掘せりと、又朝倉の東、後閑の林中にも、一丘あり古墳に似たり。佐島は佐鳥の西にて、利根川の岸に在り、佐は實に洲ならんとも云ふに因りての造意に出づるならん、他に例なし。

(佐島)

和名抄、草木部、樗、本草云樗[illegible]白膠木、

鶴光路（クワウクワウヂ） 和名上同。今公田、西場等と相合せ、下川淵村と云ふ、佐島の南にして、前橋より玉村に至る通路之を貫く、鶴光路とは元寺院號にや、又公田は古代田制の一目なるべし、鶴光路の東に力丸、房丸、徳丸の大字あり、是も中世の名田の遺號なるべし。

(公田)

力丸（リキマル） 後上野志云、力丸の舊蹟は、那波の一族、日向守廣宗、貞治六年之に移居し、氏を力丸と改む、永和三年卒し、善昌寺殿と號せられ、其裔力丸[illegible]介、天正十八年沒落す、那波宗譜に見ゆ。

川淵（カハフチ） 近世前橋の南方諸村の汎稱なりしが、今は村名に立て、上川淵、下川淵と云ふ。

入上野國界[illegible]　陰々桑[illegible]、伊[illegible]中下馬遲、上野[illegible]、無村[illegible]不[illegible]、　野口　松陽

駒形（コマガタ） 今小屋原、笂井、長磯、増田、大島等と相合せ、木瀬村と改む、前橋の東南二里、上[illegible]瀬川と桃木川の交會にあたり、両毛鐵道の一驛なり。元は[illegible]川、駒形驛は[illegible]田と稱し、近世の開拓に係る、白川の交會にて、不毛の荒野なりしにや。伊勢崎、境町への往來にあたるを以て、[illegible]の時、厩家に定められしなり、駒形明神の祠あり。[illegible]上人[illegible]に、大胡太郎實秀、念佛の安心を、上人に問ひ奉る時、小屋原の蓮性と云ふ者を、使に差せること見ゆ。

(小屋原)

大島（オホシマ） 今木瀬村の管内とす、駒形と前橋天川町の間にて、[illegible]の北の事とす。此地方今梨子を産して、農家の副業とすれば、實に長者の遺德とて、

増田（マスダ） 今木瀬村の大字にして、駒形の東北、桃木川の邊にあたり、大胡の荒砥川は此に來り桃木川へ入る。

笂井（ウツボイ） 今木瀬村の大字にして、駒形、小屋原の北、桃木川の邊なり。笂字は、靫は竹にも作り中空にて丸き形状なればならん、謂ゆる和字なり。

二之宮（ニノミヤ） 今荒子、大室、富田、泉澤等と相合せ、荒砥村と云ふ、増田の北にして、赤城神社あり、二宮の名之に因る。

名跡志云、南方紀傳に「應永七年十一月、千葉、小山、里見氏と一味し、上野國一の宮に蜂起す」と記するは此歟、二宮系圖には、由良治部大輔、[illegible]年中、[illegible]の時功あり、[illegible]に二宮の地を賜ひ、因りて由上を二宮に改むと述ぶ、二宮大神あり、[illegible]勢多郡[illegible]

域若御子明神とあるにあたるべし。

富田（トミダ） 今荒砥村と改む、二宮の北、大胡の南、前橋の東二里、荒砥川は北より降り、富田の東を過ぐ。

富田の南に溝渠の址あり、此址は西方上泉（カミイヅミ）の方より起り、[illegible]陵淺谷を横絶して、東に馳せ、荒口、二宮、飯土井（イヒドヰ）を經て、佐位郡波志江沼の北を過ぎ、粕川に至る、高きを鑿穿し、卑きに築堤し、大略標高九十五米突の水準を保ち、三里に渉る、蓋近世の土功にや、完成せずして止みたる者なるが、桃木川を分派する計畫なりしに似たり。

荒砥川（アラト） 赤城の南、[illegible]野の一溪にして、荒山、[illegible]谷より大胡に下り、富田、今井、笂井を經て増田に至り、桃木川へ入る、長五里。

深田郷（フカダ） 和名抄、勢多郡深田郷。高山寺本、訓不加多。(今詳ならず、或は富田に擬されたれど、或地は[illegible]なり、或は富田、駒形の邊にやと云ふ。)

藤澤郷（フヂサハ） 和名抄、勢多郡藤澤郷、訓布知左波。今詳ならず、高山寺本には之を缺く、大胡、富田の邊に擬はるるも、明證あるにあらず。

大胡（オホゴ） 今大胡村と云ひ、隣近の茂木、[illegible]等を合す、赤城南麓の大邑にして、前橋の東北二里半、山上、膳を經て大間々に通ずる道路あり。近世の初めには、牧野右馬允康成、子駿河守忠成、大胡城に居りしが、元和二年越後長峰（後長岡）へ轉し、城廢す。

山名村辛巳碑文の中に、大兒君あり、其によみて、おほごと云ひ、大胡は此大兒君の居れる地かと論ぜられたり、定説にもあらねど、錄して此に附く。

(讀應)

名跡志云、平治物語、平家物語、保元物語等に大胡氏の人々あり、源平盛衰記には、足利又太郎の一門、[illegible]小橋太と載す、(長門本平語、重房を太子に作る) 東鑑に大胡九郎[illegible]あり、武家系圖に足利太郎成行の三男、大胡

大胡重俊、[illegible]など見ゆ、法然上人の傳記には、上野國[illegible]大胡小四郎[illegible]、在京の時、上人の勸化にあづかり、[illegible]信受しける、云々、其子大胡太郎[illegible]も、[illegible]て、稱名怠りなかりけり、云々、名跡考に、大胡氏は天正年中、常陸へ[illegible]まで[illegible]して、此に居ると。〇永祿二年、小田原役帳に、大胡氏は江戸牛込の領主として載せられ、天文年中、已に彼地[illegible]に[illegible]と云ふ、天文中[illegible]に分れしならん。

永正六年宗長紀行云、草津に日帰り[illegible]て、大胡上野介の館あり、一宿し、連歌あり、

雪の[illegible]日なくの宿のまつ、

長月四日なれば、摘む日を待つ心によそへ侍るばかりなり

(腮期)

管領[illegible]、天正六年、廐橋、[illegible]、大方三郎景虎方を任ず、七年より九年までに、北條方の[illegible]、由良の城々、武田の手に入れらる、十八年、小田原陣の時、[illegible]、當日を開城し、或は逃亡す。

養林寺(ヤウリンジ)　大胡町の北なる古城址の内に在り、

養林寺[illegible]之事、

上野國勢多郡大胡郷之内、百石、牧野駿河守所寄附、不可有相違、並山林竹木諸役、令免除之状、如件、

慶長九年十一月三日　家康(朱印)

養林寺は[illegible]牧野[illegible]の所建、又其宗[illegible]垣氏の建て[illegible]寺あり、寺領五十石なりき。

赤城山(アカギ)　[illegible]の[illegible]にして、利根郡の[illegible]へ、其西は利根川東は[illegible]、共に峡谷を成す、山頂は[illegible]に分れ、其中央に大窪ありて水を湛へ、稱して大沼と云ふ、窪中より望めば、小黒檜峰は北に、大黒檜峰は東に、地藏岳は南に、鈴鹿峰は西に聳えたり、又荒山、鍋割山あり、地藏岳の南西に突出して、由に富野の上方を壓す。

(赤木嶽)

赤城は[illegible]黒檜(クロビ)最高し、千九百米突、萬葉に久呂保の嶺呂とよめるは、[illegible]黒檜[illegible]にして、往時は赤城をかくも唱へしなるべし。又東鑑、建長三年四月、上野國赤木嶽燒、[illegible]、兵革兆之由、[illegible]申之由、云々と載するは、噴火爆發の事なるべし、尋常の[illegible]にはあらざりけん。されど、近世は此山噴火の[illegible]、[illegible]の状を保ちけるにや、名蹟志云、赤城の黒檜嶽は久呂保の嶺呂なり、萬葉集上野歌の中に、

(久呂保嶺)

賀美都氣の久呂保の嶺呂のくずはがたかなしけこらにいやさかりくも、

略解に、久呂保我多と云ふも地名なるべしと見ゆ、されど萬葉桂なるべし、我[illegible]の反我多なり、[illegible]は久呂保を五峰に作る

長享二戊申秋、[illegible]見黒髪山及五峰、[illegible]、下野之日光山、或號黒髪山、上野之赤木山、有五峰

黒髪山西五峰[illegible]、[illegible]見、煙色幾重雲幾重、〔梅花無盡藏〕

よろづ代に赤木の山の白椿さかゆく君が[illegible]杖にてきる、〔後上野志所引夫木抄和歌〕

(赤城沼)

由吹日記云、赤城は峰に沼三ツあり、大沼、小沼と云ひ、大沼には東に依りて中島あり、赤城明神は小沼の東にまします、もと黒檜に宮居ありしを、明暦二年斯に移し奉といへど、三代實錄に赤城の沼の神と見えたれば、もとより茲にましましけん、相傳へて此沼を石垣沼と云ふなり、

(歌枕に上野國の名所として、石垣沼をあぐれど、其本歌は萬葉十一に「奥山の石垣沼のみこもりに」云々とありて、名所にあらず)

凡赤城には鍋割山、荒山、黒檜嶽、地藏嶽(ヂザウ)などあり、[illegible]は中にも高し、[illegible]たる上に[illegible]、[illegible]十三年八月、[illegible]國[illegible]、[illegible]

此ゐは神寶を納めし所とて、社人は地藏嶽とは言はず、神庫嶽といふとかや。〇後上野志云、荒山に淺間大菩薩を祭る、之を小路嶽とも呼ぶ、黒檜嶽は千眼山とも稱へらる、小沼の下に瀑布あり、不動澤と云ひ、粕川の源なり。

(地藏嶽)

赤城沼は周廻一里と稱へられ、西方に決して沼尾川と云ひ、[illegible]に至り利根川へ注ぐ、地藏岳は特に圓頂とも云ひ、[illegible]千六百七十米突、[illegible]とす、[illegible]地誌云、赤城火山に於て、地藏山即中央火口丘にして、海拔一千八百四十二米に達し、外輪山は[illegible]形を為し、東西の直徑[illegible]、南北は四粁半あり、黒檜山(一千八百九十三米)駒ヶ岳(一千六百[illegible]米)[illegible]野坂峠、荒山(一千七百米)[illegible]、火口[illegible]は水を湛へ、曲玉形を為し、[illegible]大沼と稱し、[illegible]十五町南北九丁、周回一里二町、湖の東岸に近き所に一小島あり、小島ヶ島と云ひ、一小[illegible]を置く、西南端に排水口ありて、沼尾川の火口瀬を為し、野坂峠の西に於いて、外輪山を破り、[illegible]北麓に[illegible]、遂に下りて利根川に合す、赤城の小沼は、[illegible]の東南にありて、[illegible]町、周[illegible]、長七郎山及び小地藏山、其の周圍を繞る、是れ亦一の火口湖にして、[illegible]たるならん。

[illegible]

赤城神社(アカギ)　今山中の湖邊にあるを本宮(大塔)とし、南麓

(三夜澤)

三夜澤(ミヨハ)に在るを里宮とす、[illegible]に在り。[illegible]より三夜澤に至る一里半、三夜澤より本宮に至る三里、[illegible]後紀、承和六年、授上野國無位赤城神從五位下、三代實錄、[illegible]、授[illegible]國從[illegible]赤城沼神[illegible]、[illegible]

位赤城大明神と載せたり。(義堂和尚空華集云、上野有大山、曰赤城、有大河、曰利根)
神祇志料云、赤城神社、今赤城山の頂、大沼の東涯にあり、仍て之を沼神とも云ふ、舊址は本社の東一里半、元宮澤にあり、大己貴命を祀る、[illegible]「上野の勢田の赤城のから社やまとにいかで跡を垂れけむ」と見えたるから社とは、いかなる故にか詳ならず、若しくは蕃神などを祭れるにや、未だ明證を得ず。)赤城神を沼神とも云ふは、即山嶺[illegible]異な[illegible]祭せるが故ならん、或は大己貴と云ひ、又は[illegible]入彦と為すは、後人の附會のみ、[illegible]のから社のからは、神體として別に置く所なかりければ[illegible]。[illegible]祠の[illegible]なりけるを、他に轉して「からやまと」と言ひ掛けて、巧みたる者に似たり。古事記に、大年神の子、韓神と云ふを引くも、いかがならん。[illegible]記に、[illegible]、二の宮赤城明神、大沼は千手觀音、小沼は[illegible]、[illegible]頂は地藏を本地とす」とあるも合考すべし、即ち[illegible]となせるなり、然らば[illegible]、[illegible]たる[illegible]ならん。又[illegible]に「大沼御前は赤城明神にて、小沼は[illegible]におはし、[illegible]と云ひ、[illegible]頂は[illegible]法印覺滿とて、[illegible]の法印なり」と[illegible]縁起を傳ふ。且大沼大塔の別當は、近世前橋の[illegible]寺(大[illegible]の邊にあり)の世[illegible]にて、[illegible]領五十石を有したり、中世以来、種々の沿革ありしを知る。大沼大塔には、本社の外に[illegible]社、(天狗を祭る)開山堂(了[illegible]法師とて、長樂寺[illegible]和尚に隨從せる行者を、開山と推せり)などありしなれば、往時の状を想ふべし。

名跡志云、赤城神社は三夜澤に在りて、[illegible]の宮[illegible]二棟並び立てり、鳥居の額に正一位赤城[illegible]、[illegible]なれば里宮か、嶺の小沼の端を本社とする歟、前上野志に赤城神は覺滿大菩薩と稱する由を云ひ、[illegible]には[illegible]、

永正に納めたる[illegible]二部あり、[illegible]に赤城の天神杉の坊といふあり、紀[illegible]法[illegible]寺(與國寺)の僧[illegible]を一夜に造立すと[illegible]す、[illegible]上野志、三夜澤の[illegible]に、小田原北條[illegible]の制札を[illegible]す、[illegible]に一[illegible]河富士淺間大菩薩、赤城山内、[illegible]小[illegible]之[illegible]、[illegible]の由、[illegible]御神託、[illegible]之由、[illegible]、永祿十[illegible]年閏九月廿三日」とあり、又[illegible]、昔高野邊左大將家成といひし人、此所へさすらひ來て、[illegible]元年に[illegible]、[illegible]とて、十一面觀音の像千躰つくりて、此社に納奉しとて、今も此里につたへもたるおよあり、[illegible]像[illegible]寸[illegible]、立像八寸[illegible]木像にて、[illegible]、十[illegible]、延元十三年と[illegible]たり、延元は吉野[illegible]の[illegible]延の年號なれど、五年にて興國に改まる、おもふに此國は吉野にしたがひ奉れば、其[illegible]の年號を用ひき[illegible]、[illegible]世なれば、[illegible]やう改りけるをしらで、猶延元十三年と書るにて、まことは正平三年にあたりける、云云、(○[illegible]記云、赤城宮と申は、[illegible]、[illegible]の宮にて[illegible]、[illegible]に「千[illegible]たる[illegible]なれば[illegible]法のつ[illegible]となりけり」

苗島(ヘナヂマ) 今三夜澤、納[illegible]、鼻毛石(ヘナケイシ)、大前田等と相合せ、宮城村と改む、苗島に[illegible]、[illegible]など、[illegible]をなし、湯の澤と稱へらる。○關東地志云、凡火山地方には、其の[illegible]の名[illegible]として、[illegible]、[illegible]を存し、又[illegible]、今[illegible]火山にはこの[illegible]、[illegible]鑛泉の二あり、[illegible]、[illegible]は共に炭酸泉なり。

[illegible]石之内、[illegible]、苗島之内廿[illegible]、[illegible]、[illegible]。
傳云[illegible]、[illegible]月廿五日[illegible](花押)[illegible]
[illegible]士記)

(鼻毛石)

深澤鄉(フカサハ) 和名抄、勢多郡深澤鄉、[illegible](今[illegible])ならず、三夜澤、苗島などにあたるか、されど[illegible]神(カンメイ)、[illegible]の邊に[illegible]の名を遺せば、やがて其處[illegible]、[illegible]を[illegible]るに、[illegible]は[illegible]谷に在りて、勢多郡の[illegible]と謂はんよりも、寧山田郡の内に入るべし、疑惑多し。

深渠鄉(フカムゾ) 和名抄、勢多郡深渠鄉、訓布加[illegible]。今[illegible]津と云ふは、[illegible]なるべし、[illegible]村に大字[illegible]こくり。大[illegible]、女淵、大[illegible]、大屋等にあたり、[illegible]川の[illegible]の西方にして、大胡の東、二宮の東北にして、佐位郡に[illegible]する地を指せること[illegible]。

深渠は中世[illegible]に訛れり、[illegible]上野の國に住人、深栖七郎[illegible]と云ひ、[illegible]には(新田入道[illegible]深栖[illegible]の[illegible])新田の一門、[illegible]、大室、深栖云々と載する者是也。

([illegible])

深津(フカツ) 今女淵、[illegible]里、月田、[illegible]、[illegible]等と相合し粕川(カスカハ)村と改む、粕川の[illegible]流の左右にわたれればなり、大胡の東一里半、二宮の東北一里半。

深津は深渠の[illegible]して深栖となり、再[illegible]して深津となれる由は、前條に云へるごとし。

[illegible]、[illegible]、赤堀、大胡田[illegible]、[illegible]之次第、[illegible]進具[illegible]、[illegible]、即時堅[illegible]、[illegible]、恐々謹言、

二月廿七日 (成氏判)

[illegible](正木[illegible])

女淵(ヲナブチ) 今粕川村の大字とす、即深津の北にて、大胡より[illegible]大間々に[illegible]路にあたる、又[illegible]に作る。

[illegible]之内 [illegible] [illegible]之内 五貫文 深津之内 [illegible] [illegible]島之内 [illegible] 此内

[illegible]之[illegible]

女淵五[illegible]、[illegible]可[illegible]、[illegible]出[illegible]、[illegible]

件

天正十七年己丑八月五日　[illegible]伯耆守

北爪右八郎殿　[illegible]前守泰之

（尾奈淵）

管窺武鑑云、上州沼田の猶々にて、平八郎殿と申人、世に零落て、牢々なりけるを、謙信公御介抱有て、尾奈淵（ナナフチ）の城主に被仰、謙信公御他界以後、上野表不穩の樣子見合せ、家老後藤新六入道、逆心して平八郎殿を追出し、尾名淵を[illegible]まゆる、然れども上野衆、大方北條に從ふ故、[illegible]非城を開て、越後へ[illegible]す。

大室（オホムロ）

深津の西南に隣れる村里なれど、今二之宮富田等に併せられ、荒砥村といふ。源平盛衰記、新田一門の人々の交名の中に、膽薦、大室、深栖とあるは、此地に居れる族人なり。大室の二見山は、一大古墳にして、東西に長く、駝背の二峰、双児非常の狀あり、之を圍むに壕水を以てす。其東南隅に又一小塚あり、此古墳は明治二十年の北、英人アーチストサトー探訪して、其記事を作り、論評の精密なること、邦人をして驚歎せしめたることあり。○大室の西、大屋（オホヤ）も今荒砥村の管内とす、泰産（タイサン）神社といふがありて、石器を[illegible]す、謂ふ所の石棒にして、長二尺九寸五分、周一尺七寸、其形狀毛筆の頭のごとし、秩父青石の類を以て造られし者とす。又埴輪土偶の破片を置く、頭及び胸部を見るべく、頭には兜を被り、耳に環を着けたり。〔人類學會雜誌〕

（大屋）

毛野雜記云、大室村有大古墳、其地北方遠山、前三墳各成双圓、[illegible]以[illegible]、中央之圓、規模最宏、然未經發掘、中間北闕之間、有一池、稱御靈池、池上有御靈祠、南闕有室、深入十間餘、分爲三部、每部以巨石爲閾、第二閾木以石鎖之、今去之、其上猶有石橫梁、石間步盈尺、不可入、有一人、蒲伏而進、携燭數條、點火數處、備由其竅其中、謂此中有[illegible]、二十餘種、凡上野國古墳[illegible]、前是[illegible]發掘者、構造之精、器物之多、無復及此者、其所出又有青色圓形玫瑰三百顆、其質與今所出同、

田邑郷（タムラ）

和名抄、勢多郡田邑郷、訓多[illegible]良（今詳ならず、もしくは山上、田面の邊にや、即深渠郷の東北にして、佐位郡名橋郷（大間々）の西なり。田面は今俗タナホとよみ、舊はタノムなるべく、即田邑と相渉るに似たり、如何

田面（タナホ）

今月田、女淵、深津等と相合せ、粕川（カスカハ）村と改むれど、田面、月田は粕川の溪水の東邊なり。

田面は舊訓タノモタノムなるを、後世訛れてタナホと唱ふることとなれるならん、膳村の西南に隣る。

（粕川）

月田（ツキダ）

今粕川村と改む、田面の北にして、山上の西なり、赤城山へ登る徑路あり。膳（ゼン）村は月田の東南にして、古城址あり、善氏の居れるに依りて、善の城と云ひ、遂に地名となれる者といへり。今城址邊に龍源寺あり。

（善）

名跡志云、膳の城はもと善三（ミヨシ）善氏の居れる地とて、古戰錄に桐生が與下膳の城といひ、名跡考に天文年中、善彌四郎兼直居るといへり。○管窺武鑑云、天正六年、膳の九郎三郎利忠は、沼田の上野中務が婿なれば、沼田に居合せしに乘破られ、兩人共膳の城へ窄み、北條方となる。又云、天正十八年、小田原陣の時、松枝降參に付、善、尾名淵の城々悉く渡し、佗言仕り、又は退散なり。○按、東鑑、康元元年の條に、善右衛門尉康長の名あり、此地は必定、鎌府問注所の三善康信の子孫の、累代安堵の邑にして、終に地名にも轉したるなり。

（膳）

山上（ヤマカミ）

今新川、武井、大久保、奥澤、板橋など相合せて新里（ニイサト）村と改む。月田、田面の東北にて、赤城の東南麓とす。（新川、奥澤は、本宿地形に相して山田郡大間々の條下へ移す）山上は前橋を去る四里、大間々へ一里、一名邑なるが、實は寒寂の地なり。

[illegible]以[illegible]「[illegible]今春上使、[illegible]和泉守被官、可有御成敗之由、承及候、然者[illegible]仰、寅日早々、可調參候、且此等、預御披露候者、畏入候、恐惶[illegible]言、

七月七日（康正の比）　山上兵部少輔公秀

謹上　岩松殿　[illegible]

吾妻鏡、養和元年の條に「足利又太郎忠綱、[illegible]于上野國山上郷潜匿、於郎從桐生六郎[illegible]、[illegible]之誅、經山陰道、赴西海方、」云々、この龍奥（?）とは山上の一地名なるべし。○名跡志云、東鑑に山上太郎高光、同彌四郎秀盛、同四郎時元あり、平家物語、源平盛衰記、曾我物語等にも山上氏あり、永正の宗長紀行、山上[illegible]等の名あり、關東古戰錄に、弘治元年、北條氏康、猪俣能登守則直を以て山上城を攻め、山上藤七郎氏秀は、[illegible]の若武者にて、能防ぎ戰ひて[illegible]、佐方不叶落去たり」云々、系圖に、山上は藤原姓、足利孫太郎家綱の三男、山上五郎高綱、其子太郎高光など見ゆ、然るを二宮系圖に、藤原忠光、建長四年、宗尊親王の供奉、鎌倉へ下向、上野國山上を賜り山上を以て氏とす、四代忠勝、觀應中、足利直義謀叛の時[illegible]功あり、二宮村を賜り氏を二宮と改む、永祿の頃まで十一代相續すと、疑ふべし。○北越軍記云、永祿十二年、謙信公上州へ打入り、山上九郎、[illegible]原式部が籠候、山上の城を攻落し、沼田へかかり陣あり。管窺武鑑云、天正六年、謙信逝去の後、上州には山神（ヤマカミ）の道半等、大方は北條方が存する衆多し。○山上城址は今山上元町の西にのこり、膳城址と相去ること六町許。元亨釋書に「行仙居上野之山上、弘安元年入定」云々の瑞相を載す、砂石集に據れる者とす。今常廣寺、（故城址）青雲寺など云ふ寺あり、彼古跡も當に傳ふる所あらん。

（山神）

沙石集云、上野の國山上といふ所に、行仙房とてありし人は、淨土信仰の弟子にて、念佛の行者なりけり、此比は[illegible]傳の行者にて、たふとき上人と聞えき、去弘安元年

の秋の比、入滅前の年より、明年臨終すべき月日、病の事共記して、箱の中に入置く、世良田の明寅長老と得意にて、常には佛法物語なんどして、将門の風情も心にかけたる人と見えたり、或人念佛申すに、妄念の起るを、いかが對治すべきと問けるに、返事に、跡もなき雲にあらそふ心こそなかなか月のさはりなりけれ。

前橋風土記に「山上古城、旁田圃中、有石室、口廣六尺、入之十餘歩、室廣六七歩」云々。

武井（タケヰ） 今新里村と改む、山上の南にして、新田佐位郡の境界に接したり。本國帳、勢多郡正四位下高井（タカヰ）明神といふは、武井に在りしならん。

佐波郡

佐波郡（サハ） 明治二十九年、佐位、那波の二郡を合同して、佐波の新號を立てたり。面積十方里、人口七萬五千、十六町村に分ち、伊勢崎に統ぶ。

佐波郡は形狀甚整合せず、其玉村の邊は當然群馬郡に入るべく、自餘の邑里は擧げて之を勢多郡に合するも可なり、必しも一郡の自立を要せず。

那波郡（ナハ・ナツ） 明治二十九年廢して、佐波郡の管轄に就く、群馬の東、勢多の南にして、近世摠地二萬六千石、面積四方里に滿たざる地とす、利根、及び烏川、廣瀬等の水濱に沿ひ、平夷肥沃なり。

那波は和名抄、七郷に分つ、其朝倉郷、及び鞘田の半部は、近世群馬郡へ入れり。蓋中世、利根川の河道變し、郡郷の形狀大に亂れたるに由る。〇名蹟志云、那波氏は保元物語に、上野國名波の太郎、平家物語、山原弥太郎忠綱が手に、那波の太郎、又木曽義仲は上野國の住人、那波の太郎弘澄を先手として、云云、東鑑、承久記、太平記にも見え、太平記に、宇都宮一統相模川を打わたりて、那波の庄に着く、云々、那波氏に二家あり、一家は藤原秀郷の後、淵名大夫兼行が二男、成綱が子、那波二郎季廣と云ひ、其子を太郎廣澄と云ふ、（東鑑寛喜三年閏正月）其子家澄、孫景澄の後聞るなし、一家は大官令大江廣元が第三の子、掃部助政廣（始名宗元）始て賴朝公の封を受け、那波を領す、其子左近大夫政茂、關東の評定衆たり、夫より子孫相續して那波を領す、按、藤氏の那波衰微して、後に大江氏の那波其地を兼併したるべし。〇建武記に、那波左近將監政家、鎌倉大草紙に那波大炊助、同左京亮、同刑部少輔等あり、皆大江姓の人々ならん。

地理志料云、那波郡、名義未聞、姓氏錄、那波（ナハ）忠寸、大彦命之後、大彦有功、賜號那波、蓋那波氏所居乎、延暦十五年紀「上野那波郡、火雷神、列官社」承和十三年紀「那波郡人、左近衛將監、檜前公綱主、賜姓上毛野朝臣」倭名鈔以下、皆作那波、古今無異、近古稱那波莊、或用那和、名波等字。

鞘田郷（サヤダ） 和名抄、那波郡鞘田郷、（訓佐也多）〇今玉村、及芝群馬郡瀧川村にあたる、玉村に大字齋田（サイダ）あり、瀧川に大字下齋田あり、齋田は佐也多の訛のみ。

（齋田）鞘田はもと群馬郡上郷、島名二郷の東にして、本郡朝倉郷の南なりしが、中世利根川横流して、鞘田、朝倉の間を斷絶したり、郡郷の分界は、其比より遷移したる也。

なかれつるたこのみわもりかすそひて佐野（サヤダ）田の早苗とりもやられず、〔散木集〕

（佐野田）佐野田は、八雲御抄に、名所として、上野國へあげられたり、サノタとよむはわろし、舟橋の佐野と全く相涉らず、其本歌は、萬葉集上野國歌にて、

可美都氣努佐野田のなへのむら苗にことはさだめついまはいかにせむ。

玉村（タマムラ） 今玉村町と云ひ、人口五千五百、齋田、新田、角淵、福島をも併す。高崎の東三里、前橋の南三里、舊日光例幣使路の一驛にして、倉賀野にて中山道に分れ、玉村まで一里半、玉村より境町まで四里。

當寺領、尾張國篠木庄、富田庄、國分寺日南村、越前國山本庄、武藏國江戸郷内前島、上總國畔蒜南庄内龜山郷、下總國大須賀保内毛成草毛兩村、上野國玉村御廚内、北玉村郷、出羽國北寒河江庄五箇郷、（吉田堀口三曹司南方蓬田）地頭職事、任去々年十一月八日官符、關東安堵等、可令知行給之狀、如件、建武四年七月十日、謹上圓覺寺長老、左馬頭（華押）

玉村御廚は、神鳳抄に「一布三十段、百二十五丁」と載せ、鎌倉圓覺寺文書、弘安九年、上野國北玉村を佛事用途に充てられし事を載すれば、其時より寺領となりしなり。今は八幡を鎭守とし、伊勢神領の影蹤を傳へざるは、沿革ありしことならん（北玉村は即本宿にて、南玉村は其東に離れ、下之宮に近接す、南玉村に伊勢神明あるか）〇後上野志云、玉村八幡宮、寛永十八年鎌倉殿再建、近代神領三十石。名蹟志云、玉村は沼田庄と稱す、ノンダとよみ、利根郡沼田郷と異なり、又林寺昌賢影像記に、享徳二年、昌賢玉村十五郷を將軍家より賜りしよしを述ぶ。

角淵（ツノフチ） （沼田） 玉村驛の南半里、烏川の岸に在りて、中山道の新町驛に對す。即烏川、神流川の交會の處とす、俗に藥木の渡と云へり、近世は專新町河岸と呼ばる。

永享記云、永享十二年三月、箕田、佐野、高階、倍士塚

其平、[illegible]方に在て、是利根川の要害に[illegible]て、[illegible]、可[illegible]一[illegible]、評定す、上野之守護代、大石石見守[illegible]、當國之一方の要害をや伺けん、一人も不[illegible]候、然れども其可默止置とて、予ヶ許にて、[illegible]角間に出陣す、其[illegible]に近所の人々少々馳付ける程に、是を待合せ、同九日高橋の境へ押寄、[illegible]際に[illegible]を[illegible]ぶ、[illegible]陰[illegible]語に、文明九年、[illegible]、島名[illegible]の時、角[illegible]を[illegible]て七里の道を[illegible]て[illegible]山を[illegible]、[illegible]此なり、六町一里の數と知るべし。

田後郷 和名抄、那波郡田後郷、訓多之利。○今詳ならず、もしくは[illegible]田の後の語にて、玉村の東なる茂木、沼之上などにあたるか、猶して後の考をまつ。

茂木 今箱石、下之宮、小泉、川井、沼之上、飯倉等と相合せ、芝根村と改む、玉村の東なり。茂は古訓モチにて、字音にはあらず、[illegible]の意にて、字をモチと訓むに同じ。

名跡志云、後上野志に茂木村の古墳の上に小祠あり、前に三四尺許の石あり、甚古物にて、形狀[illegible]し難し、清和帝の陵とて、今按、好事の者のいひ傳へなるべし、土人に問ふに、本木村の文字、定[illegible]の文字見ゆといへば、いよ〳〵後世のものなること明かなり、在賀野より玉村への道の傍にも、御陵塚と云ふ者ありと聞けり、山吹日記に、

赤城山[illegible]邊に、豐[illegible]の[illegible]、茂木村に在りて、今其所を皇院島と名つくと見えたるが、今行きて訪れ見るに、[illegible]院[illegible]方二丁許、堀めぐらしたる中に、古松二本立ち、其樹下にき石の五輪あり、梵字を刻付たり、

[illegible]日本[illegible]紀に一[illegible]十四年、上野國那波郡人、左近衛將監、正六位上檜前公[illegible]主、賜姓上毛野朝臣、[illegible]貫左京四條」とあれば、此朝臣の住れし跡か。

下之宮 今茂木、沼之上等に合せ、芝根村と改む、玉村驛の東一里、利根川の右岸に在りて、南玉村及び箱石、小泉に相接す。火雷神を[illegible]神に對して、此にて下宮と云へるに因る、水を[illegible]て相[illegible]む。

加澤記云、當國八の宮は、那波の上宮、火雷神[illegible]也、九の宮は下宮、少[illegible]火同[illegible]、[illegible]宮[illegible]也[illegible]にて上下を冒乱するに似たり、又少[illegible]とは何[illegible]

火雷神社 今下宮の社なり、[illegible]式[illegible]「[illegible]十五年、上野國那波郡火雷神、［官社］」延喜式なる、那波郡二社の一なり。上國誌に、從一位火雷火同神といふ、俗には八宮ともいふ。○名跡志に、小泉の飯玉祠は、本[illegible]、佐波郡從三位國玉明神にあらずや、云々、飯玉とは[illegible]所に多く之を祭る。

（小泉）

沼之上 今下宮、茂木等に合せ、芝根村と改む、下宮の南半里にして、利根川の烏川に會する所とす。利根川は西北より降下して、此に到り一曲折し、西より來れる烏川と共に、東方に流る、南岸は武州八丁河原（兒玉郡）にして、東岸は本郡[illegible]田なり、近世幕政の時、此に關所を置き、日光例幣使路を[illegible]したり、五料の番所といひ、前橋藩にて守衛せり。

（五料）

東[illegible]、建保三年二月十八日、御[illegible]、[illegible]、可[illegible]止[illegible]人[illegible]、[illegible]用[illegible]者、五料田可[illegible]其替、云々、是[illegible]の[illegible]より此に[illegible]名に五料と呼へらるゝ[illegible]。又[illegible]ふ說あり、前橋風土記、吉田氏日、五料古作御[illegible]也、[illegible]在、[illegible]川宗[illegible]、有[illegible]故名、後因洪水、[illegible]移利根川也、御[illegible]、如今猶存、云々とあれど、理論分曉を缺く。

五料は又御領に作る、中世の田制などに因れる名なるべし。寛永二年以前までは、利根川は[illegible]時の[illegible]より、東南に進み、烏川と[illegible]し、[illegible]町の南を近く掠めて、長沼、[illegible]等を經、[illegible]（新田郡）に至り、[illegible]川（[illegible]本川）烏川と[illegible]一[illegible]、[illegible]、[illegible]に、是[illegible]より南へ[illegible]して、烏川に[illegible]、[illegible]と[illegible]、[illegible]を[illegible]川と呼び、[illegible]年七月八日、[illegible]の[illegible]、[illegible]出[illegible]、七[illegible]之上、八丁河原の間にて利根に會合する[illegible]、其て今日に至る。

（御領）

[illegible]、[illegible]三年七月八日、[illegible]大[illegible]、[illegible]押出し[illegible]を降らし、已に[illegible]を押[illegible]、[illegible]烏を下り、五[illegible]の[illegible]を[illegible]、[illegible]利根七[illegible]と言ふは、[illegible]へ[illegible]出て、[illegible]と云[illegible]、[illegible]に新河岸[illegible]へ落つるなり、[illegible]左右に[illegible]七分川を[illegible]、[illegible]、[illegible]川、[illegible]は三分川、[illegible]へ[illegible]、上[illegible]は[illegible]、[illegible]の三[illegible]へ[illegible]地より[illegible]入す、前[illegible]日より[illegible]、人に[illegible]られ、二階へ登り[illegible]かる、泥水は押上、八丁川[illegible]、[illegible]天神村を[illegible]、[illegible]村の[illegible]、三十丁[illegible]、[illegible]木の下より烏川の水を[illegible]、[illegible]に八[illegible]、[illegible]宿の北[illegible]流れ、[illegible]し、[illegible]河[illegible]、八[illegible]まて、[illegible]人馬、泥上に[illegible]たり。

佐味郷 和名抄、那波郡佐味郷、今[illegible]ならず、一書に小泉村はもと小[illegible]と云ふ、あるならんと[illegible]れど、[illegible]の[illegible]、[illegible]に、[illegible]の東、[illegible]郷の西に、當に一郷を容るべし、そこならん、今の上陽村と云ふにあたる。

樋越 今[illegible]寺、飯塚、[illegible]島等と相倂せ、上陽村と改む、玉村[illegible]の北にし、利根川と[illegible]の間とす、

善養寺 [illegible]に村名にも[illegible]、[illegible]（[illegible]）に[illegible]、[illegible]

郡駒形驛の西に隣り、廣瀬川其間を流る。○地理志料云、[illegible]養寺、在東村、寛應元年建、寺田五十四石、藏元[illegible]元年賜官符、觀昌寺在西村、大永中僧[illegible]開、寺田二十一石、見寺社分限帳

福島（フクシマ） 今上陽村へ合す、樋越の西南にして、利根川の北岸に居る、即玉村と相望み、渡津あり。

委文郷（シドリ） 和名抄、那波郡委文郷、訓之土利。○今宮郷村是なり、樋越の東にして、韮塚の西北とす。○地理志料、按、下野、因幡有委文郷、常陸、美作、淡路有倭文郷、作委者省人旁也、倭文者文布也、此云志豆、之土利、即倭文織之急呼、詳見常陸國筑波[illegible]、姓氏録、委文宿禰、出自神魂命裔、大味宿禰」神名式、那波郡委文神社、貞觀元年紀、上野國倭文神列官社、是其[illegible]也、上野志、倭文方廢、倭文神社今在上宮村、是其遺名。

倭文神社（シドリ）（上之宮） 今上宮（カミノミヤ）とも云ひ、貞觀元年官社に列せること國史に見ゆ、延喜式及び本國帳に載せ、俗に九宮、從一位倭文大明神と云ふ。○宗教風俗志云、南毛は養蠶機織の地なり、從て養蠶の神を祀るは、自然の數にして、繭に似たる石を御おいこ様としておがみ、馬鳴菩薩、若くは觀音を養蠶守護神として推すの類少からず、殊に上宮倭文神社を、機織の神と崇め、參詣人多し、毎年四月十六日には、機織始の祭ありて、いと賑やかなり。

今村（イマムラ）（宮子） 今宮子（ミヤコ）、上之宮、田中、連取（ツナトリ）等と相合せ、宮郷村と改む、樋越の東にして、伊勢崎の西一里餘。今村に城壘の蹟あり、那波氏の故墟とぞ、今村の北は直に勢多郡駒形驛にして、郊野相接す。古の廣瀬川利根川の那波、勢多の郡界を分ちし状を想ふに、河道は今村、駒形の間を通ぜること必せり。今は駒形より宮子、連取の邊、坦道砥の如く、伊勢崎に達す。廣瀬も上川と下川とは、各其源委を異にし、下廣瀬は桃木川の末と爲り、上廣瀬の流委は數派に分れて、今村より南東に灌田す。

連取（ツナトリ） 今今村、宮子等に併せ、宮郷村と改む、今村の東にして、伊勢と相接したり、其間に下廣瀬川あり流る。連取はツナトリとよむ、ツヲをツナに訛れる歟、德に因由のある事にや。

韮東郷（ニツツ） 和名抄、那波郡韮東郷、訓爾[illegible]加。○今名和村にあたる、委文郷の南東にして、丹貝塚（ニラツカ）の名存す。

（丹貝塚） 丹貝塚は又韮塚（ニラツカ）に作り、柴町の北半里、連取の西南に接する村里なり、其地に[illegible]寺あり。韮東とは、もと塚墓に因りての名なるべし、すべて郡内所々の田間林中、多く古塚を見る、されど韮塚には、今顯著の其丘を見ずと云ふ。

柴町（シバマチ）（名和） 今堀口、山王堂、韮塚、戸谷塚、八斗島等を合せて名和村と云ふ。利根川を西南二面に帶び、北に伊勢崎へ一里、[illegible]街道五料の渡津の東岸なり、名和氏の故邑とぞ。寶永中に、利根川は烏川の方へ、三分川の一派を通したれど、七分川の本流は、近く柴町の南を東方へ流れたり、天明三年、七分川全く埋沒して、三分川より烏川[illegible]て利根の本流と爲す。八斗島（ハッタ）は柴町の南にて、之を渡りて、武藏本庄驛に至る二里。

泉龍寺（センリュウ）（八斗島） 柴町に在りて、曹洞宗、永源寺派の一分派、自[illegible]の本寺とす。○名跡志云、泉龍寺[illegible]は、河[illegible]の人なり、俗姓橘氏、[illegible]江州永源寺寂室に見[illegible]、永源寺を[illegible]り、上野に寓す、時に三十一歳也、又自光山に入りしが、那波郡大江氏某あり、泉龍寺を造り、師を迎へて開山となす、應永二十一年示寂す、時に七十二歲、今當寺に大江氏の墓碑ありて「大江宗廣、稱從五位下式部少輔、那波城主、當山開基、應永十五年戊子三月」云々。

勅、上野州泉[illegible]開山、自庵和尚者、[illegible]子、弘[illegible]的孫、提幻住[illegible]之印、[illegible]、西方仰德、[illegible]世[illegible]、末[illegible]光明[illegible]、宜[illegible]日[illegible]圓光禪師、

應永三十三年丙午、六月初九、

自庵和尚語録行實云、師諱[illegible]生、號自庵、貞治中、明[illegible]師翁（大拙祖能[illegible]）爲法入元、而還止上野利根吉祥、[illegible]才、[illegible]內、師[illegible]之、[illegible]所[illegible]、時有[illegible]信士孝隆[illegible]、一見師、以爲有異標、乃[illegible]精舍、以居[illegible]、後入其[illegible]、[illegible]氏[illegible]之、[illegible]、同郡日奉氏[illegible]俊（[illegible]居士）創田村[illegible]、以爲開山第一世、那波郡大江氏、[illegible]、於是[illegible]者、常不下五千指、寛永二十一年甲午寂、

堀口（ホリグチ） 今名和村の大字にして、柴町の東に接せり、名和氏の故墟あり。○後上野志云、那波二家あり、一家は藤原[illegible]の裔、[illegible]一男[illegible]子、那波三郎[illegible]季應に[illegible]、一[illegible]の三子、[illegible]殿の封を受け、那波を領す、後には一家となるかとおぼし、小[illegible]那波[illegible]の邑にて、那波[illegible]堀口村に在り、[illegible]より子孫相傳して、駿河守宗俊が代に至て、[illegible]元年、上杉[illegible]の命を受て、新田の[illegible]を[illegible]、[illegible]身討れて、那波莊は[illegible]田の持となる、其[illegible]宗俊が子、駿河守顯宗代に至る、天正十五年落去して、北條方大[illegible]兵部少輔晴親が持となる、同十八年松平和泉守家[illegible]、一萬石にて[illegible]を拜領す、其後[illegible]す。○名跡志云、新田莊[illegible]間に、天文十五年、那波[illegible]、新田に背き、長尾に與力して、[illegible]の町[illegible]出[illegible]す、金山城より、[illegible]、那波[illegible]軍、[illegible]自[illegible]、子息無理之介[illegible]、甲[illegible]、那波[illegible]田持となる、[illegible]に永祿三年、輝虎、那和城に[illegible]、本庄[illegible]長、本[illegible]たる[illegible]五郎とて、十七歳なりしが、[illegible]たり、城主那波[illegible]馬寺かけ出てゝ戰ふ、本庄も大剛の士にて、自身太刀打

(續)

して、男女挿び討死、是より桐生の騒擾なりとて、北條丹後守入部、後廐橋へ移りて、關東總目付となる。○北條軍記には、那波を名和に作る、管窺武鑑には、天正六年、今山の城主、繩の城主等、大方は北條方と爲る、又天正十八年、新田、館林、[illegible]、足利を始め、諸城降參云々、是即那波に同し、又古戰録、永禄三年着[illegible]、

小田はらを結ばん[illegible]、[illegible]沼田[illegible]

鎌倉大草紙云、文明九年正月十九日の夜、顯定と憲房、定政三人、小勢にては叶ふまじ、上杉方申合、上野へ打越、大勢を催ふし、景春を可退治とて、太田道灌を殿にて、利根川をわたり、那波の庄へ引退、長尾景春は上州勢を引率して、五十子、梅沢といふ處に陣を取、太田道灌所々の軍に打勝て、那波の庄へ、両上杉の迎に來り、同五月十三日、利根川を渉り、五十子へ歸陣あり。○下總結城寺書云、文明十一年正月四日、景春退[illegible]兒玉郡、六日、資長出陣塩田、定政進陣大谷、十三日到着[illegible]、先是景春在飯塚、資長將[illegible]夜襲其營、景春棄而遁之、廿日景春出兵戰生、太田道灌備在[illegible]、[illegible]挑戰、景春敗奔、資長率兵攻景春黨長井砦、拔之、景春居秩父郡日野城、上杉顯定出陣大森、將攻日野、成氏變約通景春、於是其[illegible]在蜂起、將攻上杉軍、顯定不[illegible]攻秩父、留在大森、資長與大石等、在高見、觀景春[illegible]息、五月、成氏及景春軍、[illegible]上野東邊、侵略各所、資長請大森議策、顯定不聽、資長因還高見、將催兵遷陣利根川上、會[illegible]去不果、六月、資長復到大森、與長尾孫五郎議、將畧上野、顯定猶先攻日野、資長因率兵攻日野、陷之。

池田郷

和名抄、那波郡池田郷、訓伊介多。○今詳ならず、豊田、堀口の西南にして、豐受村にあたる歟、姓氏錄に「池田朝臣、上毛野朝臣同祖、豐城入彦命十[illegible]世孫、佐太公之後也」と見ゆれば、佐味郷と共に、姓氏に因れる名とす。

馬見塚

今大正寺、長沼、蓮沼、國領等と相併せ、豐受村と改む、柴町の東一里。○名跡志云、觀應二年、宇都宮勢と上野衆の那波合戰は、何地にや、五料、長村の邊に塚多ければ、其戰場を埋めしたるかとも云へり、[illegible]なり、[illegible]の説に、那波合戦は馬見塚、大正寺の邊なるべし、其頃の利根川は、今の大正、[illegible]の渡なり、五料の渡にあらずと、五料は[illegible]中、利根川の變流に因りて、渡津となれるなれば、實に左もあらん。○太平記云、觀應二年十二月十九日午刻に、宇都宮勢は利根川を打渡て那和庄に着にけり、爰にて跡に立たる馬煙を、跡着御方かと見れば、さはあらず、桃井播磨守、長尾左衛門尉、一萬餘騎にて、跡に附て[illegible]たり、宇都宮さらば陣を張て戰へとて、小溝の流れたるを前にあて、平々としたる野中に、紀清兩黨七百餘騎は、大手に向て北の端に控へたり、氏家太宰少弼は三百餘騎、中の手に控へ、薬師寺入道元可兄弟[illegible]五百餘騎は、搦手に對して南の端に控へ、兩陣互に相待て時を移す處に、桃井が勢七千餘騎、闘聲を揚て、宇都宮に打て懸る、長尾左衛門が勢三千餘騎、魚鱗に連りて、薬師寺に打て懸る、あくまで廣き平野の、馬の足に觸る草木の一本もなき所にて、敵御方一萬二千餘騎、東に開け西に靡けて、追ひつ返しつ半時計戰たるに、長尾孫六が下立たる、揆の勢五百餘人、縱横に懸攪まされて、一人も殘らず討れければ、桃井も長尾左衛門も、叶はじとや思ひけん、十方に分れて落行けり、軍勢て四五ケ月の後迄も、戰場二三里が間は、草腥して血野原に灑ぎ、地塩くして尸路径に横れり、是のみならず、吉江中務が武藏國守護代にて、勢を集て居たりけるも、那和の合戰と同日に、津山彈正左衛門、井野與一黨に寄られ、忽に討れければ、今は武藏、上野兩國の間に、敵と云者一人も無なりて、宇都宮に附勢三萬餘騎に成にけり。

蓮沼

今豐受村の大字とす、馬見塚の東に隣り、北は[illegible]川、南は利根川、相去る半里許。○[illegible]七分泥押の以前には、柴町より長沼、蓮沼に亘りて、七分川とて利根の幹河流れ、烏川と併び馳せて、二水の間に堆洲ありき、八斗島、佐位島は其幹河の遺名なるべし。○遙上野志に、[illegible]を引き、淵名[illegible]の舍子、長沼等綱に、この長沼に居れるならんと云ふ、然れども下野にも長沼の地名ありて、長沼氏繁榮す、此より[illegible]、移れるにや。

(長沼)

富塚

今豐受村の大字とす。

昨日四、於小此木致合戰、富塚在所以下、所々打散候之由、注進到來、目出候、殊に小此木[illegible]左衛門尉手負之由、聞召候、忠節至、[illegible]、恐々謹言、

卯月五日　　成氏

[illegible]〔正木文書〕

佐位郡

明治二十九年、那波郡と相合し、佐波の新號に統きたり。本郡はもと南北に長く、東西に狹く、新田、那波と山田、新田との間に横たはれり。近世は其北端名[illegible]の地、山田郡に入り、[illegible]高一萬五千石、面積六方里許。

佐位は和名抄、八郷に分ち、人[illegible]の邑なりしを知る、國造本紀に、[illegible]、佐位連と云ふ[illegible]あれば、其氏人の大和[illegible]、移り來れる邑ならんと論し、續日本紀景雲元年紀、上野國佐位郡人、[illegible]老刀自、賜姓上野佐位朝臣」、三年紀「上野佐位朝臣老刀自、爲本國々造」と云ふも、彼族かと擧げられたり。

[illegible]云、佐位[illegible]、[illegible]云在西、[illegible]、伊呂波字類抄[illegible]、[illegible]作佐伊、[illegible]作佐井、佐[illegible]、[illegible]佐位郷、[illegible]、[illegible]佐井郷、吉事記略、百合草[illegible]

（四）

佐韋、[illegible]見下甑三枝鄕條、豈取土宜乎、栗田氏曰、神名式有佐位郡大國神社、即國玉神、即與大和狹井神同神也、郡名因此、姓氏錄、佐爲連、伊香色乎命之後、齊明七年紀、狹井連檳榔。

中世の郡族に佐井氏あり、文書に作れり、參考本源平盛衰記、横田河原合戰の條「音にも聞らん目にも見よ、昔朱雀院御宇承平に、將門を討平け勸賞を蒙りたりし、俵藤太秀郷が八代の末葉、高山黨に西七郎廣助とは我事也」(按、系圖有佐井七郎行家者、秀郷子千常、其子公備、其子兼光、其子賴行、其子兼行、其子行房、其子行家、實秀郷八世之裔也、此云廣助、一人歟、未詳」云々、然るに名蹟志に佐位郡波志江の古城は、佐井次官之に居る、即源賴朝に仕へ、[illegible]院次官中原親能なるべし、鎌倉武鑑にも親能を上野に在城すと載す、云々、其院次官を佐井にあてたるは非なり、鎌倉武鑑は不實不信の書のみ。

下廣瀨川

[illegible]木川 [illegible]の末にして、一段に[illegible]瀨川と云ふ、然れども近世は前橋の[illegible]瀨川と本脈相分って、相流る所少ければ、相分って之を下廣瀨川といふべし、即佐位、那波の界河にて、[illegible]川、粕川等之に注ぎ、境町の南平塚にて利根へ入る、下廣瀨は古の利根の河道にして、應永(或は天文)以前には大水たり、而も[illegible]の[illegible]、近世は桃木用水を引て、此源流に屬へ、形勢一變す。桃木川、廣瀨川、白川及び下條の小此木島村等に參考すべし。

雀部鄕

和名抄、佐位郡雀部鄕、訓佐々倍。○今境町、武士村などにあたるごとし、古は雀の誤にて、姓氏錄に「雀部朝臣、[illegible]、星河建彦宿禰、應神天皇御世代、皇太子大鷦鷯尊、繫木綿襷、掌監御膳、因賜名曰大雀臣」とあるにて、古姓號に出てしを知るべし。又境町の名も、サザイの訛かと云へど、此地は恰も佐位郡の[illegible]にあたり、必しもサザイの訛言と斷じ難し、[illegible]地理を推し、諸鄕の位置を擬定して、雀部を境町の邊に定むと云ふのみ。

小此木

今武士村へ併す、蓮沼の東に接すれど、古より佐位郡内とす。舊は時の廣瀨川は蓮沼と小此木の間を流れて、島川に會せるならん。近世は廣瀨川其北より東へ流れ、利根川其南を流る。

島村

小此木の南なる一村にして、利根川の一洲なれど、其屬域は數段に分れ、那波、新田及び武州榛澤、兒玉等四郡の村里と相交雜す、もと河中の壇洲にして、附寄川缺の壞、[illegible]世にこれあればなり。廣瀨川は島村の東に於て利根川へ注ぐ。

境

今境町と云ひ、人口三千餘、舊例幣使路の一驛にして、五料渡口より一里、新田郡界に在りて、世良田村に接す。又伊勢崎へ二里、平塚の渡へ一里、四達の衢なり。

境町は近世、江戸幕府が日光山の[illegible]を[illegible]へるより、其驛路も定まりしなれば、元和以前なきこと著し。されどその名のみにも、[illegible]の宿と呼ばれ、新田、伊勢崎より武州への往來たりしなり、[illegible]の中に、

永祿五年正月廿四日 [illegible]氏(花押 [illegible])

[illegible]廿三日、於上州境[illegible]、首一討捕、神妙至也、彌可抽忠節者也、依忠可賞[illegible]者也、

武士

今國志村と云ふ、境町の西に隣り、廣瀨川の左岸に綴れり、粕川は赤城山に發し、南下して此に至り、廣瀨へ入る。○太倉[illegible]會云、[illegible]より木崎の間に、竹石の渡あり、利根川の枝なり、下流にて又一になる。

松陰私語云、文明十年、五十子陣破敗火、即打御出、大將[illegible]、牧西口、[illegible]瀨之舟端御出、河向御越、武士上打上、馬場城際にて、山内被追付候。

武士又武石に作ること、五十子記に見ゆ、近年上武士の古墳より、埴輪製の士馬を發見し、轡、手綱、鈴など着けたれば、考古家の之を傳寫するもの多かりき。○武士能滿寺は眞言宗の一名藍にて、境町の西二十餘町、粕川の東邊に在り、創始を傳へず。中葉に傳榮法師、野州鶏足寺(小俣)の嗣法と爲り、世良田總持寺と並び稱せられて、東國本宗の三談林など唱へたり。

（能滿寺）

保泉

今國志村の大字とす、上武士の西にして、粕川と廣瀨川との間に居る。本國帳、佐位郡從四位上穂積明神とあるに據りて、保泉は穂積の訛なるを知る。

（穂積）

渕名鄕

和名抄、佐位郡渕名鄕、訓布知奈。○今采女村と云ふにあたる、雀部鄕の北にして、東は新田郡界、西は美呂鄕とす。

走湯山造營料所、上野國渕名庄事正平七年正月廿日、後[illegible]一國御教書之處、新田大島[illegible]岐前司義政、去年十月十一日、以兵[illegible]領之上者、所詮中分後所、沙汰附半分下地於當山雜掌、可執進請取之狀、依仰執達如件、

正平七年閏二月十六日　前遠江守(判)

宇都宮下野守殿[後篤]

藤原系圖、秀郷六世孫、足利[illegible]行を渕名大夫とし、西(佐位)那波、足利、[illegible]賀等の祖なり。新編鎌倉志に、龜谷の禪尼は上野國渕名與一實秀の女、北條實泰の室、實時の母也と、云々。

大國神社

今境町の北一里、采女村大字下渕名の東、御手洗池の邊に在り。延喜式、佐位郡大國神社、本國帳、佐位郡從一位大國玉明神とある是也、近時本社は佐位采女を祭ると推定し、從ひて采女村の名を立つ。後上野志云、大國大明神、今は五姫大明神と稱し奉る、土人はコゞの宮と云ふ、五姫と稱するは老刀自、采女等の、五人御魂を合祀せしなるべし、但し額に第五姫とあれば、何れの神の五女にかますべき、續後紀「神護景雲元年、上野國佐位郡人、外[illegible]五位上、桧前君老刀自、賜姓佐位朝臣」、同二年、上野國佐位采女、外從五位下上野佐

[illegible]
伊與久 今淵名に併せ采女村と改む、下淵名の西にして、[illegible]の東邊なり、或は五十久に作る、伊與久に接して大[illegible]あり。

美侶郷 和名抄、佐位郡美侶郷、(今茂呂村、[illegible]) [illegible]伊勢崎町[illegible]、[illegible]一円にして、[illegible]川と下淵川の間を占む、[illegible]美作に約めたる[illegible]。

（茂呂）茂呂は伊勢崎の[illegible]、村中に[illegible]あり、其[illegible]に大にして、[illegible]、謂はゆる茂呂の神代[illegible]、松陰私語に、茂呂を師に作り、師の郷[illegible]之日で[illegible]地名見ゆ。

（師）[illegible]、[illegible]方[illegible]、淵名荘、園田庄、[illegible]、新地之寺社之事、其[illegible]、[illegible]、共此内二三ヶ所與被仰、[illegible]郷之内[illegible]寺方、園田[illegible]内瑞岩寺、淵名荘内師郷之上之日、三箇所領知之。

[illegible]

一 上州[illegible]

一 同[illegible]

一 武州[illegible]

[illegible]四月八日[illegible]

[illegible]云、[illegible]、上野志日、美侶[illegible]

伊勢崎 今伊勢崎町、人口八千、鐵道前橋へ八哩、桐生へ十[illegible]、下[illegible]淵川の左邊に在りて、佐波郡の治所とす。織布の産を以て世に名あり、桐生、足利に並比す。[illegible]上野志に、天文、弘治の頃にや、由良成繁佐位郡を略取し、其赤石郷神人村といへるを、伊勢神領に寄付しけるより、伊勢崎の名起ると、[illegible]元亀年中ともつたふ、[illegible]の比、[illegible]の中に、由良氏が伊勢崎[illegible]を遣らすると云ふに、[illegible]、永禄三年、上杉氏の[illegible]伊勢崎の[illegible]、元亀[illegible]に伊勢崎の名あり、されど赤石郷と呼びしは最實なるべし、[illegible]に赤石山の名なつた[illegible]、慶長六年、稲垣平右衛門長茂、伊勢崎[illegible]を賜り邑主たり、元和二年、[illegible]へ移封す(近世の志州鳥羽城主の祖)寛文中、前橋酒井氏の庶、下野守忠寛、二萬石を分知して、伊勢崎に陣屋を構へたり、子孫襲世、以て近年に至れり。○産業事蹟云、伊勢崎織物は、太織を主要とす、[illegible]文政年間、近村の[illegible]色に[illegible]へたる島物を製し、之を伊勢崎、堺町の市に賣る、稱して太織と云ふ、武州本庄の商估、之を江戸に送り、[illegible]と共に[illegible]、[illegible]とも呼ばれたり、天保中より、[illegible]り、遂に[illegible]の物産と爲り、伊勢崎の名著る、安政中より[illegible]、年々十萬匹の[illegible]り、明治二十年比には、三十萬匹と稱せり。○[illegible]云、伊勢崎織、[illegible]色の[illegible]く進歩し、[illegible]知せり、されども明治八九年のころには、[illegible]の[illegible]られたる、伊勢崎[illegible]、其[illegible]一を失へると、西洋染料の輸入にあひて、其性質を究めずして濫用したるとにより、忽にして需要者に擯斥せられ、數十年來の名聲も、地に墜つるばかりなりしに、官より[illegible]して、伊勢崎太織會社を創設せしめ、製品に[illegible]を貼付し、且[illegible]の事を規定せられしより、やゝ改良の[illegible]に[illegible]、又染色[illegible]所を起し、從來のアニリン染料を[illegible]して、更にあふるに、アリザリン染料を用ゐることを[illegible]せしとぞ。

（赤石）

驛家郷 和名抄、佐位郡驛家郷、(今[illegible]) [illegible]群馬、佐位、新田各十疋、傳馬、佐位五疋とあるにあたり。其驛址は今傳へねど、地勢を推すに、伊勢崎に外ならず、[illegible]より[illegible]に達するには、群馬驛(今の[illegible])[illegible]、[illegible]の北岸に[illegible]りて、佐位驛(今の[illegible])に至り、[illegible]とす。[illegible]の間の三驛程を視るも、伊勢崎は往來必由の宿次とす。されど伊勢崎は美侶郷の[illegible]、[illegible]にて太田村にあたる[illegible]。

太田 今伊勢崎[illegible]、波志江と[illegible]、三[illegible]村と[illegible]、伊勢崎の北にして、相接して共に廣瀬川に縁る。

（安堀）太田の[illegible]と云ひ、[illegible]川北[illegible]、[illegible]瀬川へ入る、[illegible]多郡増田村との[illegible]とす、[illegible]一大古墳あり、[illegible]、上には[illegible]の小祠を置く、[illegible]を占くや、此古丘は斷破せられて、其前面を毀損す。

波志江 今太田、安堀に併せて三[illegible]の名を立つ、伊勢崎の北一里、[illegible]川の東邊とす、[illegible]に驛井に係る。

（間[illegible]）波志江の[illegible]に大池あり、波志江沼と呼ばる、[illegible]もと此沼池に出でて、波志の[illegible]、[illegible]、[illegible]を此波志に[illegible]したり。○[illegible]に、波志江村に[illegible]人を[illegible]することを載せ、以て古代の[illegible]を證したり、[illegible]人二枚共に[illegible]にして、上衣は膝に至り、前面に左右相合ひ、紐を以て二處に之を結ぶ者の如し、又帶あり、刀子は[illegible]に下ぐす、云々。〔名蹟志、人[illegible]志〕

[illegible]

[illegible]

正和[illegible]年二月日　　成氏判）（[illegible]文書）

粕川（カス） 赤城山に發し、南に下り、[illegible]の東方を過ぎ、田面、女淵、深津（以上勢多郡）等を經て、今井下觸の間に入り來り、末は保泉、武士の間にて下廣瀬川へ入る、長八里。

植木（ウエキ） 今蓮（ハチス）村と合せ、植蓮と改む、伊勢崎の東郡にして、粕川に緣れり、天嶽寺あり。

（八寸）

佐下野志云、慶長年中、稻垣氏伊勢崎の領主たりし時、植野の荒蕪を開き、天增寺を建つ、今に存し、寺田四十石、曹洞宗の叢林なり。○蓮は又八寸に作る、一書に、和名抄、反治郷は八寸にあたる、と云へり。

反治郷（ヘサ）（蓮） 和名抄、佐位郡反治郷、今蓮（ハチス）村、植木村などの邊にて、蓮はやがて反治の訛轉にやあらん、美侶郷の北なり。

[illegible]、反治、淵間、[illegible]、接近入氏目、上[illegible]古市氏、[illegible]、反治武[illegible]守更[illegible]、男古市也、[illegible]、名[illegible]目、反治郷土伊之保々等、今[illegible]、一作八寸、高是、[illegible]、反[illegible]土師、法喜反治、[illegible]、反治[illegible]、な有[illegible]江村、[illegible]

佐井郷（サヰ） 和名抄、佐[illegible]れば、佐位も[illegible]ふ、今[illegible]ならず、植木の東に小保方村あり、[illegible]にて、[illegible]の地[illegible]、佐位の名を命ぜられしやに想はる、淵名郷の北とす。

小保方（ヲホカタ） 今田部（タメ）井、[illegible]と合せ、赤堀（アツマ）と改む、植木の東にして、[illegible]の西堺とす、[illegible]と名つくる地あり。○小保方は今ヲホカタと呼ばる、されど古言ヲホカタにて、緒方の[illegible]なるべしと思はるゝ。

田部井（タメヰ） 小保方の北とす、岩松系圖、同[illegible]の子[illegible]、田部井四郎と稱し、[illegible]、北條高時に屬し、元弘三年、武州分陪河原に戰死す、此邑主なりけん、「地理志料」正木文書、建保[illegible]年將軍家下文、[illegible]田庄十二郷の一を田部賀井とす、即此なり。

國定（クニサダ） 今小保方に合せ、東村と改む、田部井の北にして、[illegible]野（新田郡）の西邊に當り、鐵道停車場あり、伊勢崎へ四哩、同[illegible]へ四哩。

[illegible]の季に、博徒忠次といふ者あり、國定村の人、[illegible]る上州長脇差の魁たり、[illegible]、一時に名あり、終に官の捕治する所と爲り、前橋城下大渡[illegible]に[illegible]せらる。○名[illegible]志云、人國記に上州盜人と云ふ語ありて、近比まで[illegible]の[illegible]す所の[illegible]取り、異に人を[illegible]する樣の風ありて、世の人是を惡めり、是皆勇氣過る故にや、と云、今按に、上州の馬盜人とは、今も云ふなり、こは東[illegible]に、[illegible]、小[illegible]、[illegible]の馬を取て、[illegible]より、[illegible]、上[illegible]盜人ともいふは、[illegible]記に、伊[illegible]の三郎[illegible]、[illegible]の盜人[illegible]入などあれ[illegible]、[illegible]の人盗の[illegible]ありとは言ふべからず、[illegible]の事より言出るものなり。

佐[illegible]（サ） 和名抄、佐位郡[illegible]、高山[illegible]、[illegible]、伊[illegible]、名[illegible]反治の間に次序すれば、赤堀、今井の邊に外ならず。

赤堀（アカボリ） 今赤堀村と云ひ、植木、國定の北とす、[illegible]十村と呼びて、佐位郡北方の汎稱たり。粕川の兩岸に[illegible]、下觸、市場、今井、西久保、香林（カウハヤシ）等の大字あり。

即時に被寄御旗候、[illegible]候、先亦[illegible]被立御旗候者、可然候、明日可被加御勢候、巨細[illegible]、被仰出候、恐々謹言、

六月廿五日　成氏

岩松右京大夫殿

名[illegible]志云、赤堀市場十郷とは、足利二郎[illegible]の四代、孫大[illegible]、始めて在名を呼びて、赤堀氏と云ひ、子孫累代居住の地也。

今井（イマヰ）（市場） 今赤堀村の大字とす、伊勢崎の北一里半、國定の西一里。○[illegible]志云、赤堀故城は、佐位郡今井村にあり、高き岸なり、上に八幡の社あり、内に[illegible]あり、赤堀氏代々居城なり、足利[illegible]の二男、[illegible]とぞ、此邊淵名の庄なり、依て淵名氏とも稱す、それより親綱（後下野守と稱す）まで、相違なく郷保を領せしに、文明の頃[illegible]、[illegible]は金山の[illegible]、上[illegible]、合戰絕ることなし、[illegible]て[illegible]に[illegible]

下觸（降[illegible]） 今赤堀村の大字とす、[illegible]にて、[illegible]の北方[illegible]、是に[illegible]れるならん。石山（イシヤマ）[illegible]。

（石山）

石山は下觸の一丘なれど、大石を以て疊み成せるが如く、[illegible]に[illegible]へるを[illegible]べし。○名[illegible]志云、下觸村の石山[illegible]は、[illegible]をたて、[illegible]をかけたり、和漢三才圖會に、上州宮城山大窖口、徑六尺とあれど、宮城山とは知らず、今石山の窖口を最大とす。

香林（カウハヤシ） 今赤堀村の大字なれど、今井、市場の北一里、[illegible]、本[illegible]の鹿田、及び山田郡[illegible]に延亘し、本郡の[illegible]、和名抄、佐位[illegible]今の[illegible]にあたれば、[illegible]へありしなり。

山田郡

山田郡　[illegible]の東にして、新田郡の北なり、今面積十一方里、人口七萬五千、十二町村に分ち、桐生に治す、渡瀬川中游樹岸の地なり。本篇は山河の形勢の自然に任せ、

[illegible]　足尾（下野國上都賀郡）

第、渡瀬川上游なるも、[illegible]の下に係屬せしむ。○山田は和名抄、[illegible]、四郷に分ちたり、[illegible]十五年の條に[illegible]、[illegible]て、[illegible]に似たり、又佐位郡に[illegible]、[illegible]の此よりお、[illegible]へ入る。江戸[illegible]の時、[illegible]餘石[illegible]記に[illegible]二年、以上[illegible]山田郡[illegible]地八十町、[illegible]あるは、[illegible]、本郡の[illegible]は、今地名に傳へれど、[illegible]、[illegible]、矢塲などの田野蕪、依て[illegible]の地也。

名橋郷（原闕）　和名抄、佐位郡名[illegible]、訓[illegible]波之、有橋原[illegible]且[illegible]、或は[illegible]、「[illegible]」の國字なし、[illegible]は[illegible]、[illegible]付あり、今山田郡大間々町の字に[illegible]べり、されば此過まで往時の佐位郡なるが、何の頃よりか、郡郷堺變遷す。

新川　今[illegible]、[illegible]内に入り、[illegible]、[illegible]を合せて[illegible]里[illegible]と改む、[illegible]大間々と[illegible]し、[illegible]の佐位[illegible]するれど、[illegible]山田郡の下へ[illegible]、[illegible]、新田[illegible]、[illegible]、山上[illegible]へ[illegible]に[illegible]に「[illegible]六[illegible]」、[illegible]、[illegible]五代、いはゆる[illegible]、[illegible]十七町[illegible]、[illegible]「[illegible]六字」とあるは[illegible]、今[illegible]の[illegible]に善昌寺あり、新田[illegible]の[illegible]、[illegible]入[illegible]の所[illegible]とつたふるも、其所以なきにあらず。

善昌寺　[illegible]町の[illegible]里、[illegible]の東一里、[illegible]十七石、[illegible]、[illegible]元[illegible]に係る、[illegible]寺に[illegible]の[illegible]塔と呼ぶ古碑あり、[illegible]の[illegible]に[illegible]たるなりとか、然るに明治十七年[illegible]月、[illegible]の土[illegible]、[illegible]の[illegible]に崩れ、[illegible]の[illegible]したるを以て、[illegible]の[illegible]之を取除けしに、[illegible]に[illegible]角[illegible]の[illegible]、[illegible]尺角の[illegible]形に[illegible]を[illegible]に積みたるものに、其高七尺餘、最下なる[illegible]の[illegible]に石蓋あり、石蓋より上の第二[illegible]形にも[illegible]て、其[illegible]を[illegible]し、其上層は[illegible]を以て[illegible]、[illegible]第四第五の[illegible]形は[illegible]、又石蓋を[illegible]ば、第一[illegible]形に[illegible]二寸[illegible]、[illegible]一尺餘、高さ八寸にして、其色淡青く、兩耳を具へたる花瓶形の陶器あり、入骨五合以上[illegible]、[illegible]とすべきものなし、又[illegible]、[illegible]、善昌等の[illegible]と稱するものあり、按するに、[illegible]記[illegible]の[illegible]ならん、然れども[illegible]塔は[illegible]代の[illegible]なるべし、依て思ふに、[illegible]の分骨[illegible]に[illegible]、[illegible]は[illegible]二年卒す、而して何[illegible]に[illegible]たりや、[illegible]に傳らざるも、寺屋敷、若くは[illegible]附近の寺なるべく、寺尾の[illegible]院に[illegible]りしとの[illegible]、[illegible]に近からん、[illegible]、[illegible]、善昌等[illegible]と稱するものに至りては、恐くは後世の人の附會に過ぎず。

[illegible]　今[illegible]の[illegible]とす、[illegible]を經て南下る山間にして、其[illegible]は早川と云ひ、新川を經て南下し、佐位郡各（赤堀村）[illegible]の方へ灑ぐ。[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]へ、[illegible]、[illegible]として、二百餘騎押寄、戰はんとありけれども、敵は皆逃去て無りし後、[illegible]、[illegible]して歸りけり。

大間々　今大間々町、人口[illegible]千[illegible]、[illegible]にあたり、[illegible]の[illegible]、[illegible]東[illegible]里、[illegible]道は[illegible]、新田[illegible]に[illegible]し、[illegible]して大間々驛と云ふ。

大間々は[illegible]、[illegible]の[illegible]地に[illegible]、[illegible]に、[illegible]、[illegible]を[illegible]引き、間々と[illegible]にて、[illegible]のままに崩るる地なりと、實にも此地の、渡瀬川の崖に[illegible]、[illegible]といふ[illegible]の形狀に[illegible]たり、[illegible]下[illegible]係を參稽すべし、[illegible]。

大野郷　和名抄、山田郡大野郷、訓於保[illegible]らず、[illegible]村、[illegible]村にあたり、[illegible]の[illegible]中にあらず[illegible]大野[illegible]、[illegible]、[illegible]人[illegible]、[illegible]田[illegible]之[illegible]とあるも、[illegible]べし。[illegible]地に出でしか、又は[illegible]を取りて、郷名とせるにや。

鹽原　今淺原、小平、長尾根と相合せ、福岡村と改む、大間々の北一里、渡瀬川の左岸の山村とす。足尾路は鹽原より黒保根村大字鹽澤、入木原を經て、花輪驛に向ふ。

關八州古戰錄云、天正七年、藤生紀伊守、[illegible]谷因幡守は新田の[illegible]を含みて、[illegible]の[illegible]に、仁田山、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]の[illegible]七百[illegible]人[illegible]

し、紀伊守是が將として、[illegible]表へ打出、[illegible]明の森に陣取たり、因幡守は金山簱の歩弓、其外諸士[illegible]人等、一千餘人を引連れ、[illegible]坂の上に扣し、[illegible]と[illegible]し合せんが爲、横瀨山の[illegible]邊に、[illegible]原へ出し處に、[illegible]戸、高草木の者共是を見付て一戰あり。

黒川谷（クロカハダニ）

渡瀨川上游の總名にて、足尾谷の南側に屬す。此山谷は昔[illegible]勢多郡の管内に入り、現に黒保根、東（アヅマ）の二村を併て十餘方里の[illegible]地をしへ、彼郡管たり。

當田老談記（古戰錄大同少異）云、弘治四年、桐生表へは、黒川谷より、[illegible]兵攻入けるに、[illegible]部神[illegible]等の[illegible]士、愛久澤[illegible]守、松島式部太[illegible]、四五百人切所に打出、石引落し穴を設けて、やさしくも[illegible]兵をさへんとす、昔鎌倉[illegible]軍源頼義、奥羽九年の役に[illegible]、鳥海彌三郎宗任を、[illegible]に渡さん[illegible]、[illegible]せられしに、降參の[illegible]七百三十餘人、當國まで從ひ來りけるが、憲法の制誡有て、足摺、橫土の[illegible]、[illegible]に入る事叶はず、[illegible]し、木國へ[illegible]るべしとて、[illegible]、[illegible]を[illegible]、[illegible]中にて愛久澤、松島[illegible]は、八九拾人、[illegible]の中央、大[illegible]の[illegible]川の[illegible]として、[illegible]の山中に住り[illegible]らしむべし[illegible]と[illegible]で、永代[illegible]の[illegible]を[illegible]られ、[illegible]

鶉崎（ウヅラサキ）（黒保根）

今[illegible]、田[illegible]、水沼、[illegible]、八木原等と[illegible]合し[illegible]保根村と改む。[illegible]の北に[illegible]、[illegible]山の[illegible]にて、黒[illegible]の下なれば、黒保根の名を[illegible]なり。[illegible]頂標高一千九百米突、神梅より登[illegible]。

賀美郡氣の久呂保の關呂のくずはかたかなしけころにいやさかりくも、（萬葉集上野[illegible]）

宿廻（シユクメグリ）（深澤）

今黒保根村の大字にて、[illegible]の北、田澤と共に渡瀨川の右岸に在る。[illegible]澤の城址あり、[illegible]氏の據ける所とぞ。管窺武鑑に「天正六年、上州の諸城は、北條方と[illegible]りつる中に、[illegible]の城主、[illegible]部少輔[illegible]は、上[illegible]方の士大將に從へ共、[illegible]の[illegible]方なり、[illegible]に[illegible]、小田原[illegible]、[illegible]も落城し、[illegible]一變になり候故、城を[illegible]、[illegible]へ[illegible]也」とあるも此[illegible]、又此[illegible]の城名あるに因り、[illegible]、[illegible]部[illegible]なば、黒川谷に擬する說あり。○新田正[illegible]間に、永祿[illegible]年、新田成[illegible]、黒川山中を攻む、山中のもの[illegible]などひ、新田に屬す、元龜三年、新田より深澤の城主[illegible]を攻められ、深澤終に落城す、なども見えたり。

萩原（ナギハラ）

今東村の大字にて、宿廻の北とす。[illegible]記、[illegible]古戰錄云、永祿十三年九月、[illegible]方、黒川谷[illegible]て押入狼藉をなす、是に依て、桐生、神梅の人數驅出て、新田方勢に乘て、引く敵に逐落ひ、萩原村、五覽田、大胡の根小屋に於て合戰あり。

田澤（タザハ）（栗生山）

今黒保根村の大字にて、宿廻の北とす。田澤の北[illegible]、栗生（クリフ）山と云ひ、山下に栗生祠あり。相傳ふ、[illegible]の[illegible]、[illegible]等を祀ると、[illegible]山は[illegible]山[illegible]の[illegible]に[illegible]なり、山脈は更に北に走り、足尾二子山を經て、[illegible]なる日光、白根に達す。

花輪（ハナワ）（神戸）

今東村、小夜戸、神戸、[illegible]、草木、澤入等と[illegible]合せ、東村と云ふ。大間々より花輪に至る三里、花輪より神戸を經て大那坂に至る五里、即足尾の山界にして、[illegible]一里半にして、足尾市街に達す。近年足尾銅山の[illegible]なるより、道路を改修し、大間々より足尾に至る、[illegible]に[illegible]を[illegible]き、馬車を通ず。○利根川圖志に、上古の[illegible]路は、木曾路より上州大胡にかかり、花輪澤入（サハリ）に入り、[illegible]を越え、日光、高原より會津へ赴くと云々とあるは、虛誕信け難し。

（澤入）

安[illegible]長[illegible]晉[illegible]云、[illegible]より足尾銅に至るまで、百里にして而も遠し、皆[illegible]谷、層[illegible]重[illegible]、相[illegible]して[illegible]間[illegible]く、[illegible]川其間に[illegible]し、一[illegible]の如く、川に隨ひて而して通ず、其窮まる處に至りては、則ち木を積みて棧を作る、之れを踏むに[illegible]々として墜つるを恐る、數十里の間、[illegible]として人を見ず、村落山を負ひて流に倚し、極めて荒陋、地に穀[illegible]を生ぜず、又鹽介に乏く、酒醪惡にして食ふ可らず、然れども怪巖奇石、茂林修竹、終日其中を行くに[illegible]、[illegible]に[illegible]たり、但其地[illegible]に[illegible]、[illegible]に[illegible]て[illegible]らざるのみに非ず、山[illegible]の[illegible]と[illegible]、足[illegible]は[illegible]なり、足尾は[illegible]官が銅を採る處なり、[illegible]田[illegible]、[illegible]立千仞、一水其間に流る、[illegible]氣を[illegible]び、石[illegible]、路傍に石を疊みて竈を作る、[illegible]する處なり、[illegible]あり、[illegible]如、亦採鑛の坑也。

足尾（アシヲ）（足尾銅山）

今下野上都賀郡の所管にして、足尾町と云ひ、人口二萬、皆銅坑に因りて生を營む、其村坊は本宿といひ、渡瀨山の上游兩岸に緣り、[illegible]村並びに坑口及び諸作業場等、山間所々に散在す。山中、東西四里、南北四里、[illegible]、[illegible]北に白根の高峯あり、庚申山其傍に居る。通路は大間々より來るを南道とし、凡十里、北道は日光に[illegible]、[illegible]を經て日光町に至り凡六里、又東道は上都賀[illegible]に[illegible]、並びに[illegible]に通ず。

足尾銅山は江戶幕府の時、官營の採鑛所なりしが、明治[illegible]の後、之を民業に委付す、古河市兵衛請ひて經營し、[illegible]、近年歲額一千萬斤を[illegible]。其坑口は大[illegible]三區あり、一は足尾本宿の北なる渡川谷に[illegible]る者、通洞（ツウドウ）とも稱す。一は本山（ホンザン）谷にして、本宿の北一里半、[illegible]より西へ松木（マツキ）澤を上り、溪南に在る者、是れ現今[illegible]の採鑛を見る所にして、本山の名あるも、其全山の主坑なればなり、[illegible]業事務所、製錬所、[illegible]、[illegible]塔等此に置かる。一は本宿の西なる庚申澤の坑區にして、[illegible]谷とも、又小瀧とも呼ばる。明治三十年、官より鑛毒豫防工事を[illegible]し、業主をして本山、通洞、小瀧の三所に坑水[illegible]の設備を爲し、沈澱池及び濾過池を造

らしめたり。而も餘毒いまだ全く拔き去るを得ざるにや、渡瀨川下游の民、今に哀訴して止まず、其事に就きて論述せる者、公私の撰書數篇あり。

元明紀「和銅六年、令上野國、献金青」と、金青は銅精なるべく、[illegible]。又延喜式、上野國の年料雜藥に、銅牙五斤あり、出雲木考異に「[illegible]、金牙、[illegible]、上野國、[illegible]、似黃金、大如棋子四方、又有銅牙、亦相似、但外黑内色小異、[illegible]、式所謂銅[illegible]」と當すれば、代赭（赤鐵鑛）にあらずや、其舊坑は今知れずと雖、此に附錄す。

日光山志、植田氏云、足尾郷は日光山内より西南に當り、安蘇郡に屬し、十四ヶ村を上下に分つ、古は新梨子、赤澤の二村に足尾千軒の戸數を唱へ、銅山銀山の潤益あるに依て、諸國より來集して繁榮せしが、延享寛延の末より漸々衰へ、今は戸數も三百軒、すべて山谷の間に家居せり、古來銅坑百餘あり、其山は足尾郷中の眞中にある山にて、足尾の口より五六里もあるべし、銅山堀初めたるは慶長十五年の事にて、備前國のもの此地に來り、銅山なる事を見定め堀出す、其頃日光座禪院の所領なりしと云ふ、それより官の御用山となり、貢献の事は日光[illegible]なれど、銅山は御代官の指揮となる、又元文の頃めに鑄錢座を建つ、錢の裏に足の字を銘するは、こゝにて鑄造せしものなり、其以來は銅山衰微したれど今に絶えず[illegible]云、足尾銅山は[illegible]開坑、當初の狀況は、[illegible]の遺存する者なく、今之を詳にする能はずと雖、今山に於て、北東より南西に走れる數條の鑛脈に沿ひ、舊時の坑址存在すと云へば、往古の鑛業は、主として備前舘、前後より採鑛せしものゝ如し、慶長十五年より、延享に至るまで、[illegible]は[illegible]に非ざれども、[illegible]採掘せしものなれば、[illegible]と云ふべし、[illegible]量は詳ならざれど、初め江戸、大阪、長崎に會所を置き、産出銅の販路を擴張して、[illegible]の一を和蘭國へ輸送せしと、其後寛文二年より仝七年までの間、年々丁銅九萬貫を江戸淺草庫へ納め、延寶四辰年より十二年間には、[illegible]三十二座を設け、年々丁銅三十五萬貫より四拾萬貫を出せりと云ふ、寶永五年、江戸城普請瓦として、銅板百二十萬六千四百枚餘を鑄造せしと云へば、往時の盛大を推知するに足らん。（地質調査説明書云、足尾は塊質、古生層の粘板岩、砂岩、角岩より成り、之を貫きて石英粗面岩噴發す、鑛床は其石英粗面岩中に胚胎せられ、其周邊古生層に接近すれば、次第に薄少となり消失す、現時鑛脈の主なる者は[illegible]、横間步鎚、[illegible]（以上本山）六十丈鎚、上盤鎚（以上小瀧）又兵衛鎚等にして、其他小なるをも合算すれば、五十餘條あり、走向は大率南西より北東に亘れど、或は東西に走くあり、傾斜は急にして、六十度乃至八十度を常とす、延長は僅々なるも横間步の如き半里に達する者あり、幅は六七尺を普通の數とす、以上鑛脈の外に、一種の主なる鑛條あり、走向はほゞ前者に一致す、鑛石は黃銅鑛、及び黃鐵鑛を主とし、之に伴隨して方鉛鑛、閃亜鉛鑛、硫砒鐵鑛等あり、鑛質は概して上部に富鑛にして、下部に劣惡なり、之を總ぶるに本銅山は鑛脈豐饒として、幅員亦其少ならず、之に加ふるに鑛質に良好なる等、以て今日の隆運を見る者とす。）

足尾本宿に、大黑堂あり、日光山常行堂の走大黑天の示現せる[illegible]とつたふ、蓋大國主神の荒魂なる三輪神の神話を訛傳して、足尾の地名に附會したる者なるが、走とは何の故に負はせたるか。（日光山志云、何の世の事にや、當山中禪寺毎歳代、何方よりとも知れず、一匹の鼠[illegible]をくはへ來て、別所に獻す、か[illegible]山中に、粟稗の有るべきことなしと、上人[illegible]、鼠の足に[illegible]りければ、人家ありけり、依て[illegible]す、是に糸を附て見出したる[illegible]と名付、又其鼠の像、自然大黑天の走れる狀なりし故に、走大黑と申す。）

神子内（ミコウチ）　今足尾町の管内にして、[illegible]の東北二里、[illegible]の下とす。明治三十三年、[illegible]にして日光山の内とす）へ[illegible]して、[illegible]用に供す、[illegible]力は水力電氣に由れり。[illegible]鐵索裝置を[illegible]し、今や十萬尺[illegible]ありと云ふ。

庚申山（カウシンザン）　足尾銅山の西北[illegible]にして、岩瀨の[illegible]て著る、本宿を去る凡五里、日光白根山の南にして二子山（フタゴ）の北とす。凡本宿、中居より[illegible]動澤、[illegible]て、銀山平に至る四十九町目の標示あり、[illegible]は日光庚申[illegible]山の時の舊坑にして、[illegible]百十四町目にして、庚申山の下なる里宮（社務所とも云ふ）に達す、是より登攀一里、天造鬼巧の勝、言ふべからざる者あり。

大概[illegible]中山[illegible]、從中宮村[illegible]山[illegible]、[illegible]谷、[illegible]、不可[illegible]、[illegible]谷、南[illegible]及山[illegible]、[illegible]可知也、[illegible]、[illegible]幻百出、是未[illegible]、有石如[illegible]、[illegible]石、[illegible]、[illegible]、半腹[illegible]、[illegible]、日[illegible]、[illegible]水不注、若有之[illegible]、[illegible]南上、過天造五級塔下、[illegible]、得石門、[illegible]、高六尺、[illegible]九尺許、[illegible]、巨石[illegible]、[illegible]人、背有庚申二大字、[illegible]也、有二洞、日光[illegible]、洞口[illegible]、[illegible]代[illegible]人、日[illegible]内[illegible]、又一[illegible]出、[illegible]似之室、[illegible]陡絶、旁無附[illegible]、[illegible]鐵索、長五十餘弓、[illegible]之[illegible]、一[illegible]、[illegible]之[illegible]、在一[illegible]

（二子山）

有雙峰仰天半、其下亂石稜々如戈鋒、導者云、故有石橋、架兩峰間、高踰十餘丈、成長虹飲水之勢、近爲地震所崩裂、減一奇觀、右轉至二門、兩壁高聳、滑色堅貞、間有上州金洞山石門、左右二坑在左門、有側岐徑、直後當右、不可至、度石橋、長數十步、緊抱崖腹、非導者之指南、殆不可辨、行百餘武、峭巖壁立、中通一線、不可並行、曰鳥隘嶮、屈身出其上、向北岐絶不可攀者、皆落於履底、南望層巒、遠山如翠螺、駐降良久、不知身在何境也、有岐路、一至山巓、一至二王石、彼此不可徧到、悉未畢、仰則峰巒挾擁、如迎我者、乃獨與兩進、懸崖當前、峻不受趾、又施鐵索、同在岩角、導者先登而下索、乃執之攀兩腳、飛躍而上焉、得三洞、奇峻如穿、山有一大白猿、是其窟云、洞中巖清淋漓、心骨冷然、自覺仙矣、乃謂此遊、以洞窟爲室、以巖壁爲屋、以嶺作門、以懸石爲橋、以清泉爲飲、以雲霞爲食、扶跡於鳥獸之鄕、寓樂應成仙、殆是神仙中人矣、因想昔仙人常於嚴崗、徘徊雲間遊戲、兩得々至、自山背下、一路平坦、兩後過足尾、

○下野國誌云、安蘇郡足尾郷の内に、庚申山あり、二子山の峰續きにて、（後上野志云、足尾の二子山は利根郡、勢多郡にては、大袈裟丸、小袈裟丸と呼ばるゝ名山なり）日光山より西南の方に當り、七里許あり、さて足尾よりは銀山を過ぎて、庚申山に登る、まづ胎內竇といへる石室は、凡廣さ十坪許もあるべし、夫より二十間許登りて左右に大石たてり、高さ五六丈もあるべし、其形彼二王の如し、また登ること一町餘りにして、蠶石と呼ぶものあり、廣さ五坪許もあらん、自然にして盤、し、擧首四方を眺れば、此山中の風景坐ながらにして盡すべし、是より下るに、大岩路に當り、人其石に取付きて過ぐ、鬼の鞍鐙と呼ぶ、また下ること二町餘りにして、自然の石橋あり、其長さ二間餘り、廣さ凡五六尺許あり、此橋より、少し登りて自然の石門たてり、是を一の門と云ひ、東向にて其大さ廿間餘り、中凡一間許、左右の小竇各々九尺許、門の形は平、柱に似たり、是より二町餘り行て、左の嶺谷より數十丈峙たる大石あり、塔の如くにして、また橋に似たり、叢樹頂に生ひ茂りたり、是また奇なり、また下ること二町餘りにして、裏見の瀧あり、水流の幅五六尺、すべて日光山の裏見瀧に似て、其寄は彼方に勝れり、是より五町餘り登りて、右の方に白き巖五ッたてり、文字石と名つく、此石に庚申の文字ありと云傳へたれど慥ならず、また登り下り一町餘りにして、石門あり、是を二の門と云、大さ三間許あり、中央の通り九尺許あり、此岩窟を一町餘りくゞり行て、燈籠の形なる石あり、高さ四五丈許とも覺ゆ、また登ること數百步にして、傍に似たる石はるかに見ゆ、高さ二三丈もあらんか、[illegible]て、[illegible]の如し、また下ること數百步にして石橋あり、其長さ凡十二三間許、丘より甲に跨りて、其下を見おろせば、谷深くして雲を生し、幾千仞とも計りしられず、橋の形は恰も虹に似て、實の橋とも思ふばかりのけはひなり、さてまた種々の名石ありて、或は[illegible]、或は[illegible]、或は屏風などと、其形の似たるに依て名つけたる、かぞふるにいとまあらず、いづれも自然の大石にして、天造鬼工の妙なり、さて奥の院と唱ふるは、嶙々たる岩窟ありて、𡸴として高きこと二三丈、隣として近つくことあたはず、其形中にまろく、左右あはうろこのかたち、石なるはまどかなり、いづれも規矩を以て作るが如く、口おの／＼八九尺許、其前に猿の形に似たる石三ッ並べり、思ひなしにや、視ることなかれ、聽くことなかれ、言ふことなかれの意とも見ゆ、彼是を思ひあはせて、庚申山とは名つけたるなるべし、さて其右の方に登ること數百步にして、東のつまと云所あり、眺望いふはかりなし、夫より下ること四町餘りにして又大石あり、平石と唱ふ、長さ三十間許、高さ一丈餘り、硯屏の如し、此石のきれめの間より、下ること八町許にして、はしめの胎內竇の東の方に出るなり、凡此山中の岩洞の形、上世の穴居の跡とも覺ゆる許なり、然るに人寰を去ること遠く、殊に絶險の地なれば、昔より知る者稀なりしを、元祿年中より、積登山する人ありて、近年に至り、採藥の人此山に採り、勝住境を開かんとて、徑路をも造り、初めて世人を導くこととなれりとぞ。

山田郷（ヤマダ）

和名抄、山田郡山田鄕、○今川內村、桐生町、梅田村、及び境野村にあたる。佐位郡名場郷（大間々）の東にして、渡瀨川の左岸、山を負へる邑落とす。

高津戸（タカツド）（渡瀨）

今須永、山田、小倉等を合せ川內村と云ふ、大間々の對岸にして、桐生の西北一里半。渡瀨川此に來り、始めて山を離れ、稍平曠に就く。其峽口の所、左右岸迫り、渡瀨淸瀨、稱して高津と云ひ、往時は香魚を捕ること多かりしと傳ふるも、近年足尾の銅毒を流下せるより、魚族皆絶滅す。凡此地山色水態、大に西京の嵐山に似たりと雖、僻邑なれば、清賞を遂ぐるにはならず。

高津戸城記（平吉戰錄）云、里見入道賢連、本朝表浸落の次第、種村へ聞こえて、里見平四郎兄弟、紅涙に沈み、無念殘なく思ひければ、是非に於て一度桐生へ立越、仇を報ずべしと、天正丁丑九月、厩橋へ旨趣を訴へ、東上野黑川谷へ越出して、渡瀨の郷士、松島式部入道昌相、愛久澤能登入道[illegible]、等に寄て、高津戸に籠りしに、此城は兩方に渡瀨川を帶び、北は大木茂生、鳥も通はぬ深山、人倫なんど有難と、誰も思はぬ險難究竟の地なりとて、要害を構へたり、天正戊寅五月二日、夜半の比、里見兄弟、都合廿三人にて、石原石見守が用捨の宅地へ押寄しに、何者か告けん、其日石原は微に引揚き、足利領東山の邊へ移

りし所、[illegible]には人跡もなかりけり。

須永（スナガ）　今[illegible]と[illegible]、[illegible]戸の東に隣れる地なり。古は[illegible]に作り、中世には須永御厨と称し、伊勢神領たり。封国は今の川内一帯に渉りて、[illegible]と呼ばれしならん。[illegible]、上野[illegible]、上分、[illegible]十段、[illegible]入二十段、五十四丁七反と註す。）

仁田山（ニタヤマ）　今須永の北なる山田の名なりと云ふ。[illegible]云、仁田山[illegible]赤萩（アカハギ）[illegible]城址、里見[illegible]入道こゝに[illegible]し、[illegible]生に[illegible]、[illegible]の頃、里見上総介[illegible]入道[illegible]より[illegible]しを、[illegible]、今、仁田山八郷を[illegible]へて[illegible]らしむ、[illegible]が代になり、[illegible]にあるゝを見て、里見入道しば〳〵之を諫めけれども、又次郎聴かざりければ、里見入道も[illegible]と、元亀元年[illegible]なり（一書に[illegible]、[illegible]谷[illegible]、仁田山八郷を分ち[illegible]て[illegible]しが、[illegible]の子[illegible]、[illegible]人[illegible]らんとす、[illegible]れども[illegible]る、[illegible]にせんことを[illegible]、[illegible]に[illegible]て、[illegible]の臣石原業、窃に重綱に通じ、實堯を谷山に誘び之を殺すと）

（赤萩）

[illegible]、[illegible]年、[illegible]上毛[illegible]足とあれば、上毛の[illegible]に名あり[illegible]、[illegible]に上野、下野等、[illegible]と[illegible]せど、上毛は稍勝れてありしならん。〔名跡志〕

[illegible]、[illegible]に[illegible]る、[illegible]、仁田山[illegible]の[illegible]なるべし、[illegible]に、[illegible]と云ひ、[illegible]と並びあげて、「上野國の名産とす」云々、されど新田郡にも新田山あり、且其ニタ山紬の語意につきても、古人已に[illegible]、[illegible]に一小[illegible]もて白[illegible]、何にてもうきもの、[illegible]、にたの[illegible]んにて、御白小袖、おもてうら、にた山つむぎの上ぼんにて一とあり、[illegible]、にた山と云は[illegible]名とり、[illegible]や、又は[illegible]なるをさして、にた山と云ふ[illegible]、今[illegible]にたの山[illegible]といふあり、[illegible]より出でたる品にて、[illegible]に[illegible]たるをいふなり、にた山といふは[illegible]、上野[illegible]出[illegible]なるべし、また[illegible]の[illegible]に[illegible]を、[illegible]でふにしたるなり[illegible]とあれば、この[illegible]、[illegible]になべての[illegible]に似て、[illegible]にたといへしなるべし。

（丹田山）

渡良瀬川（ワタラセガハ）　又[illegible]に作る、[illegible]山[illegible]を[illegible]とし、[illegible]に[illegible]り、[illegible]谷と[illegible]り、[illegible]に[illegible]中[illegible]と[illegible]り、[illegible]で山[illegible]に[illegible]す、[illegible]足利を經て、除川（邑樂郡）越名（安蘇郡）の間に達し、南微東に傾き、下野[illegible]、[illegible]と[illegible]の間に於て、利根川に會す。其[illegible]七十里、[illegible]十四里、[illegible]より[illegible]する小[illegible]は、[illegible]七里[illegible]、[illegible]を[illegible]、[illegible]に[illegible]す、[illegible]、足[illegible]、邑[illegible]に[illegible]、[illegible]して[illegible]る者是なり。而も足利以下には、洪水横溢の患ありて、[illegible]す又今[illegible]し、[illegible]てを[illegible]と[illegible]、[illegible]河[illegible]と[illegible]し、上野下野の國界は、實に此一水に由りて分けられし者とす。其下[illegible]は[illegible]古河（コガ）[illegible]、[illegible]下[illegible]にして、今の權現堂川、庄内川の筋を以て舊河道とす。古書に下總の太日河（フトヒ）、又大井川と謂ふもの是なり。後下游[illegible]して[illegible]川、[illegible]（中利根）利根川の諸水と分合聚散したる事は、武藏、下總、下野の各川[illegible]下に[illegible]、[illegible]、上[illegible]、下[illegible]、[illegible]一河、[illegible]川、[illegible]、[illegible]々[illegible]と云ふ[illegible]、[illegible]くは[illegible]、[illegible]には、[illegible]あり、[illegible]にて、[illegible]、[illegible]陸[illegible]

[illegible]は[illegible]と下[illegible]に[illegible]を取、[illegible]、今一[illegible]に[illegible]して、上野、下野[illegible]て、[illegible]を[illegible]打上る事、[illegible]るべきと[illegible]て、[illegible]、[illegible]日數を經ならば、[illegible]、大場、[illegible]下[illegible]に[illegible]て、[illegible]べし[illegible]申ければ、[illegible]べしとて、江戶、葛西に仰て、浮橋渡すべしと下知せらる、云々。

（渡良瀬川）

[illegible]、[illegible]上の一[illegible]なり、[illegible]、[illegible]に、[illegible]の[illegible]したるに因りて、[illegible]したる者とす。[illegible]具、[illegible]に、[illegible]に一[illegible]を生じ、[illegible]し、即櫃石の名を命せらる。

小倉（チグラ）　今[illegible]にして、須永の[illegible]なる[illegible]に[illegible]て、[illegible]の[illegible]に一[illegible]を[illegible]、[illegible]、小[illegible]は[illegible]なり、[illegible]十[illegible]に[illegible]とて、[illegible]尺[illegible]、[illegible]十二[illegible]、[illegible]六年と[illegible]、[illegible]書に[illegible]、[illegible]三寸[illegible]には[illegible]小倉[illegible]と[illegible]へり、小倉[illegible]、[illegible]然傳記に出づ、又[illegible]鏡に小倉の野次と云ふ人あり。

桐生（キリフ）　今[illegible]、人口二[illegible]、渡瀬川の[illegible]なる[illegible]に[illegible]

(字切)

桐生は、元宿、新宿、安樂土、堤、村松等の數部に分れ、新町を以て市坊とす、南北一條の長街、十約十町、戸數一千。鐵道前橋へ十八哩、足利へ九哩。桐生の織戸は、近世布帛の精巧、東國第一に推され、今に盛名あり。

桐生はもと郷名にして、今の梅田村、境野村へも渉れり、源平盛衰記に切宇に作る、吾妻鏡に桐生六郎あり、曰く「養和元年、足利太郎俊綱、寡一之者、同生六郎、爲顯隱忠、斬主人、籠深山、云云、又桐生六郎、持參俊綱首、以梶原平三申云、依此賞、可列御家人、云云、而誅譜第主人企、尤不當也、雖一旦、不足賞翫、早可誅之由、被仰景時、同梟俊綱首傍邊」云云。○後上野志云、桐生氏祖は藤原元綱也、文治二年入部、桐生小太郎と云へり、其十數世孫、桐生大炊助助綱、擊劍の術に妙を得て、行歩飛ぶが如し、早く入道して天心と云ふ、子なくして佐野周防守昌綱が弟、又次郎親綱(或作直綱)を養子とす、天文十一年、桐生に移れり、其後永祿二年、上杉謙信、近衛前久公を奉して、東征の時、姑く當城を旅館とし、新田、足利、小俣をして守護せしむ、永祿十三年、大炊助卒し又次郎夫に家を亂り、舊臣諸士金山に内應す、又次郎は潜に佐野に逃れ去る、由て桐生城は由良成繁の手に入る、文治二年桐生元綱入部より、天正元年まで三百八十九年にして滅す、天正十六年、由良國繁金山の城を開て桐生へ移り、同十八年沒落す、關東古戰錄、關東兵亂記、金山舊談記、新田正傳記武聞等を考合て、其梗槩を記す、其内兵亂記、頗山田郡の事を詳にす、蓋其郡人の記する所ならん。

在國中馳走、感悅之至、殊に造りとして、新居、荒木中付られ候、二人しんろう、さつし入候、そまつなれと、きぬわた贈候、かしこ、

九月七日　判(前關白前久)

きりう絹、上野名跡考略

桐生の布帛は何の世に起りしにや詳ならず、或は上古に田山絹の名古書に見ゆるとて、之を桐生の事に援引するも、是非を知らず。寺業事蹟に、桐生新町の織物は、慶長中已に軍用の旗絹を造りたるを濫觴とすと云へり、近世に及びては、異常の發達を爲し、同毛の機織業布の業、其技巧を桐生に承けざるなしと稱す。○霜井氏工業史云、近世關東奥羽の平絹の産は、桐生、伊勢崎、足利、福島、秋田、川俣、米澤等よりいだしゝも、西陣の工を傳へて、紋織物を織りいだしたるは、桐生を以て其始とす、上野は元來日野絹、仁田山絹を産出せし所にて、關原の役、徳川氏のために桐生の職工、旗絹を上納せしより永例となり、每年旗絹を織出しゝが、寛文中初めて紗綾縮緬を織出したると、つゞいて元文三年、京都西陣の織工轉住し、紗、綾、縮緬、綸子、繻子、縮緬の織法を傳へしにより、桐生の機業頓に面目を改め、幾ならずして大森長右衛門の如き、藍色地に芭蕉葉の紋様ある更紗綸子の類を織出すに至り、殊に文政中にいたりては、織物の技術大に進歩し、機業家競うて支那製の織物を模造し、又糸錦、琥珀、縮緬等を織出す者あり、天保中絞屋石田九野(寛永元年十月沒す)意匠に富み、種々の花木をつくりて、機業家に與へ、又自身西陣の織物を研究して、織工に授けしかば、糸織、綾錦織、二重綾子、三重綾子の如き、貴重の織物を出せり、桐生は近年ジヤカード機械を使用するもの、年ごとに加はり、紋織の術一層進歩し、また商工業組合(織物製造業、織物仲買、生糸商、撚糸商、練糸商、ロール業、染色業、染料商、機拵業、紋工、瓦斯、洗張商等よりなれり)を立てゝ、檢査法を確定し、明治廿九年織物學校を創立し、益ゝ學術應用の道を講ずといふ、其織物組合、今は山田、新田兩郡にわたり、二町十三村より造出し、其産額一年八百萬圓以上に達すと。○毛遊紀程云、凡桐生諸村、引水溝通、戸々設水車、一輪轉可數操車軋々皆動、一車之力可當六七人、而一婦人掌之、是以繰絲之役、少於他邑、又此間女兒上機夜深不息、紙窓內灯火熒々、女作嬌歌聲與機聲相應、織婦之勤可知也、又街上每月作市六回、綵帛山積、賣者與買者雜集、請值已定、買者保給賣者以券、令買者持其物去、賣者他日持券來換金、而買者亦索價金於牙保、蓋貨物已多、授受又煩、國未遑以貨交易也、牙保收貨價之若干分、以爲己利、所獲不小、蓋此之故、牙保之業、久而愈盛云。

美和神社　今桐生新町の西北、村松山の尾に在り。桓武紀、延曆十五年、上野國山田郡美和神爲官社と見え、延喜式にも載せたり、本國帳には從一位美和大明神と云ふ、桐生新町の鎭守は天滿宮にて、別に市街の北極に在り。

堤（安樂土）　今桐生新町の西に、元宿、堤の二部落あり、吾妻鏡に堤五郎、太平記に堤宮内卿律師などあるは、此邑人ならん、〔名跡志〕又村松、堤、元宿等を總稱して安樂土村とも云ひ、或は荒戸に作る、如何なる故にや。

今泉（新宿）　今桐生新町の東にして、桐生川に臨む村落を云ふ。東鑑に載せたる、今泉彌三郎兵衛尉は、此邑人ならんと、一書に見ゆ。今泉の南を新宿と云ひ、桐生川と渡瀬川に挾まれたり。○新宿と元宿の間に、渡瀬の水を桐生川へ分注せしむる一渠あり。是は戰國の頃、桐生新田の南城主、爭ふ所ありて、新田の用水を妨げんため、桐生城主が堀淺びたる渠なりと。

久方（山地）　今梅田村と改め、山地、二渡等をも合す、桐生郷の北偏の山間に在り。山地のごときは、新町を去る四里許、二渡には鑛泉あり。

桐生川　梅田村大字山地の奧、大字別當山に發し、南に下り、桐生新町の東を過ぎ、更に東南に轉

折し、境野村と[illegible]村(足利郡)の間に至り、渡瀬川へ入る、長七里許。

桐生川は、[illegible]町の織物店が、稱して清淨、西京の鴨河に比する者、絹布の染色鮮麗なるは、此水の特性に資すと云ふ。[illegible]紀聞に「鴨川之山姑、[illegible]以絶異、其水清冽、因其北也、南天下第一[illegible]、奥鴨川[illegible]、茶家[illegible]品其高下、[illegible]、奥鴨川輕重相似、故[illegible]清冽同」云々。蓋桐生川は西北の山間にて、地位古生層に屬し、他の上州諸山に似ず、清冽も其故ある歟。

菱(ヒシ)

今菱村と云ひ、下野國足利郡の管内とすれど、桐生の今泉と一溪水を隔てて、其東に在り、形勢全く本郡に屬す。〇新田義貞記云、謙信の家老、[illegible]田備後守、[illegible]備中守と内談を極め、僅に小俣の城へ押寄、元龜[illegible]年四月二十日、菱山、中里山、奥山三方より攻寄たり。

境野(サカヒノ)

今境野村と云ふ、桐生新町の東南一里にして、足利郡小俣、[illegible]と桐生川を以て相分つ、即國郡堺の標示處とす。渡瀬川は村の西南を流れ、桐生川と相會ふ。

桐生川を此に境川とも云ひ、一說、歌名所佐野の中川と云へり。〇[illegible]頭注、并に下野國志に、風土記逸文なりとて、佐野中川、渡瀬川、爲上野下野兩國堺云々と引けど、疑ふべし。上野にも下野にも佐野の地あれば、後人附會して、かゝる說を爲せるに過ぎず。

すみ[illegible]れし佐野の中川瀬絶して流れかはるは涙なりけり、(六[illegible])　源　信[illegible]

新田義貞記云、天正元年癸酉二月、新田[illegible]、矢場内匠助、藤生紀伊守、小金井四郎左衛門を部將として、三隊に分て桐生へ發向、境野原に陣取して、三方より押寄たり、桐生には思ひ懸ぬ義なれば、大に驚き、身縁の侍五十騎計にて打立ち、[illegible]のあたりに馬を立て、[illegible]山の[illegible]なる川[illegible]の前後に、[illegible]騎計[illegible]居たるを、[illegible]見て合戰を始む。

園田郷(ソノダ)

和名抄、山田郡園田郷、訓[illegible]乃多。〇今相生村、廣澤村、毛里田村にあたる、即渡瀬川の右岸にして、山田郷と相對したり。中世[illegible]神封と爲り、園田御厨と稱す、神鳳抄に「[illegible]分、四丈布三十疋、二百[illegible]丁」とある處地なり。〇鎌倉圓覺寺文書、

寄進　圓覺寺大義[illegible]

上野國[illegible]田御厨内、東村上村、[illegible]左[illegible]跡事

右爲當[illegible]、所寄附也者、早守先例、可被致沙汰之狀、如件、

至德二年十二月廿六日　左兵衛督源朝臣(判)

東村上村の名聞えず、文字の誤りにや。〇[illegible]系圖に、[illegible]重行の嫡子、足利太郎成行の二男を、園田七郎成實とす、(小倉を參考すべし)而も東鑑に、園田彌次郎左衛門尉(同淡路前司同七郎成朝などとも見ゆ)とありて、又小倉の野次、廣[illegible]彌次、今[illegible]彌三郎兵衛尉など、皆近地の住人なれば、野姓(彌に同し小野姓の略なり)に似たり、猶考ふべし。

(園田)

蕪町(カブラマチ)

今天王宿、下新田、如來堂と相合せ、相生村と改む。大間々と廣澤の間にして、渡瀬川の岸邊とす、南は笠懸野に至る。

蕪町に渡瀬川を分ちて、南に降る一溝あり、新田郡に入り、數派と爲り、笠懸野の田園に灌漑す、稱して[illegible]上[illegible]と云ふ、其一派は本郡廣澤の方へ導かる。

天王宿(テンノウジュク)

蕪町の東南にして、牛頭天王祠あり、相接して下新田、如來堂(ニョライダウ)の二村落あり。〇寛政十二年あかた日記云、山田の郡如來堂、津久井氏に宿る、此所は古へ園田の太郎といへる武士、法然上人を尊み、御かたみとして、阿彌陀一體授かり、我家に安置して、其跡を寺となしたる故、如來堂村と申けると、あるじの[illegible]に、拾[illegible]十月十夜の事なれば、

かみな月のみかげも阿彌陀如來堂圓光大師のさくと
こそみれ、　大　江　丸

(如來堂)

名跡志云、[illegible]堂記に「正平十九年七月廿七日、上野國[illegible]園田伊賀守成政、背く故、[illegible]氏追討す、廿八日、於如來堂[illegible]政自害」と、如來堂、[illegible]名が傳[illegible]か知られねど、[illegible]に擧て後人の考を俟つ。

天沼(アマヌマ)

今相生村の大字にして、蕪町の南、新田郡鹿田山の陰とす、又西沼に作る。〇新田老談記云、謙信公は東上州の境目御巡見可有とて、佐野天[illegible]へ御通被成、桐生の道筋、山の内御見物のため、鹿田山の峯にて、御陣営被成、廣澤、境野の原を御通り、足利、八幡を二千餘騎の人數、[illegible]先に押て行、[illegible]内故に、左右の山の麓、田畑なふみ、[illegible]、其[illegible]白山の[illegible]、[illegible]見の[illegible]頭には、金井新左衛門と云者在番しけるが、謙信公の御通りを聞て、西沼の邊へ出向ふ。〇按、[illegible]中の書翰に、

今度[illegible]虎、當地[illegible]之處、敵一人討捕候、無比類候、猶以相嗜可稼者也、仍如件、

天正二十一月十二日　　氏[illegible](判)

小倉圖書助との

此文によれば、謙信([illegible])の進軍は天正二年ならん、古戰錄に天文二十二年八月の事とす。

廣澤(ヒロサハ)

今廣澤村と云ふ、桐生の南一里、渡瀬川の右岸に[illegible]り、其西南は[illegible]して、新田郡と相分界す。

廣澤は神鳳抄に、大[illegible]、廣澤御厨、[illegible]などある御厨の地也、已に[illegible]田御厨、二百町の田を神領に寄せられしなれど、猶其間別に廣澤御厨を置かれし歟。〇名蹟志云、東鑑に「仁治二年、廣澤三郎兵衛尉實高、與廣澤彌次郎、[illegible]從事、[illegible]」と、武家系圖、鎌倉武鑑等に、是[illegible]の息、[illegible]

其子廣澤判官代義實とあるは、在名を唱へしなり。[illegible]建武記、[illegible]中に[illegible]左衛門[illegible]あり[illegible]て、廣澤には源姓の二流ありと知るべし、[illegible]廣澤は園田氏と同族類とす。

賀茂神社（カモ） [illegible]村字[illegible]の山麓に在り、[illegible]十五年、上野國山田郡賀茂神[illegible]と見え、[illegible]には從一位賀茂大明神と載す、[illegible]山田郡從三位賀茂明神を載す、今[illegible]にあたるべし）[illegible]志云、式内山田郡賀茂神社は、廣澤村に在り、[illegible]の昔の[illegible]の中に、灯籠形の石あり、文和の年號見ゆ。

廣澤山（ヒロサハ） 桐生の南方に屏障する、一脉の岡巒にして、西北より東南[illegible]、[illegible]に限り、[illegible]約百二十米[illegible]渡瀬の河身に[illegible]の境[illegible]とす、[illegible]白落と稱し、[illegible]當るとぞ。

廣澤[illegible]年八月、[illegible]り、佐野、[illegible]二千餘人[illegible]田領廣澤[illegible]居たりける、[illegible]く、云云、一說、天正[illegible]壊は、[illegible]八代[illegible]して居住[illegible]園田を[illegible]基は[illegible]義盛に[illegible]細、文明の頃、[illegible]を掠めらる、[illegible]あり、然るに川北の小倉郷も、園田の所領たり、桐生と領地犬牙相錯し、桐生より之を侵掠す、[illegible]入道宗拾に憑て、[illegible]に入ると雖、桐生用ひず、[illegible]を發して、廣澤の城を奪ふ、[illegible]返して、園田を歸住せしむ、是より桐生は代々新田と怨を搆へ、園田は新田へ附く、然も小倉、鹿田の侵されたる地は、[illegible]、[illegible]より新田[illegible]桐生[illegible]富士山より、[illegible]を[illegible]、[illegible]代[illegible]、[illegible]、其子[illegible]、桐生[illegible]たり、天正十八年に[illegible]す。

只上（タヾウエ） [illegible]新田[illegible]にして、[illegible]里。

只上に[illegible]渡瀬の水を[illegible]の[illegible]に下り、[illegible]、只上[illegible]、[illegible]下[illegible]にして、渡瀬川を[illegible]。

市場（イチバ） 今毛里田村[illegible]、只上の東にして、渡瀬川を[illegible]是[illegible]、[illegible]市場村[illegible]、[illegible]に[illegible]ると[illegible]、[illegible]、小俣[illegible]に[illegible]せらる[illegible]、[illegible]むた[illegible]、[illegible]の[illegible]、[illegible]に[illegible]返て固めたり、市場口一方は、態と人數を置かず、桐生[illegible]は、[illegible]。

吉澤（ヨシザハ） 今[illegible]村[illegible]、[illegible]にて、[illegible]一圖を[illegible]、[illegible]「上野國山田郡吉澤村、[illegible]、[illegible]一、[illegible]一」按るに、石面の[illegible]、銘文の[illegible]なる、決して「天平三己亥三月」の物に非ず、「埋此尊像命」の[illegible]字は[illegible]ならん、[illegible]は[illegible]を[illegible]る也、石高[illegible]六尺五寸、[illegible]三尺五寸、石の厚六寸、銘文は[illegible]人の加へたる也。[illegible]化、[illegible]のころの事なるべし。

丸山（マルヤマ） 今毛里田村の大字なり、[illegible]丘あるに因る。田間に獨立し、[illegible]より[illegible]五十[illegible]、[illegible]山と金山（新田山）の間、山脉の伏する所に呈出す。俗に米山藥師と呼び、越後米山より移せる藥佛なりと談す。新田郡小金井東[illegible]に、[illegible]、永[illegible]七年、[illegible]庄[illegible]と、足利氏の一族に矢田堀を[illegible]とする[illegible]あるは是なり。丸山の南を矢田堀と云ひ、足利氏の一族に矢田堀を[illegible]とする[illegible]矢田堀今[illegible]間なる[illegible]中に、[illegible]す。

（堀田矢）

古氷（フルゴホリ） 今毛田村の大字にして、丸山の西南にあたり、新田山の下とす、古[illegible]と[illegible]とす、[illegible]も古の山田の[illegible]、[illegible]郡[illegible]の初め、山田、新田は一郡にして分たず、當時の郡家即[illegible]、[illegible]ど新田、邑[illegible]上にも[illegible]、疑惑多し、猶考ふべし。

眞張郷（マハリ） [illegible]、山田郡[illegible]「今韮川村、休泊村、[illegible]にあたる[illegible]、[illegible]の[illegible]すべきにはあらねど、[illegible]に[illegible]、[illegible]に因れ[illegible]。

長岡（ナガヲカ） 今[illegible]、[illegible]只上[illegible]、[illegible]に[illegible]、[illegible]田山の東なり。

[illegible]とは、[illegible]にして、只上の方[illegible]、

（八王子）津之郷に至り、又「[illegible]」、[illegible]接して、矢場川へ入る[illegible]其分[illegible]に[illegible]者もあり。

龍舞　今[illegible]と改む、長岡の西南一里、邑楽郡界に在り、古より伊勢への通路にあたる、龍舞は古へ寮米（リヤウマイ）に作り、神鳳抄に載せて、伊勢の御厨たり、又鑁阿寺文書にも見えたり。

[illegible]寄進　鑁阿寺[illegible]　上野國寮米保内、庶子分事、右爲[illegible]黒田山[illegible]、寄進之状如件、

貞治六年二月十日　　左兵衛督源朝臣（判）

大藏（オホクラ）　今詳ならねど、神鳳抄に大藏保と云ひ、寮米、馬澤などと共に、山田郡内の御領たりき。[illegible]按除私記云、寮米[illegible]編者、長尾[illegible]守[illegible]、[illegible]知行申[illegible]、山内[illegible]上杉[illegible]、[illegible]、因[illegible]也、[illegible]直銭一千貫[illegible]

矢場（ヤバ）　[illegible]川村長岡の東、龍舞の北にして、太田より館林、梁田へ往来なれば、即舊例幣使街道に係る。[illegible]に、今も南北の國界にして、矢場川と云ふ、古の渡瀬川の廢道なり。
矢場は新田由良氏の家臣の號にもあり、老談記「天正十二年、由良入道宗得の後室は、國繁、顯長、兼[illegible]同胞の母堂にして、心[illegible]く賢明なる女性成しかば、一族には横瀬[illegible]、矢場内匠助、一門には鳥山入道[illegible]、江田、里見、堀口、一井、家長には金谷、大澤、[illegible]林、藤生等を召集て、[illegible]」云々。

新田郡

新田郡（ニフタ）　佐位郡の東、邑楽郡の西にして、利根川を前にし、新田山、[illegible]を後にす、故に田宅は專南方に寄り、北は[illegible]多し。今面積凡十方里、人口六萬、十三町村に分ち、太田に治す。
新田郡は和名抄、[illegible]と註し、六郷に分つ、新田は[illegible]田の義にして、上毛野君[illegible]田別の[illegible]邑[illegible]、[illegible]に見ゆ。中古、源[illegible]國足利に[illegible]し、[illegible]あり、長男[illegible]義重新田庄司と爲り、[illegible]して同郡に[illegible]く、遂に坂東の名家と爲る。建武延元の際、義貞足利氏と抗衡し、軍敗れて[illegible]亡す、而も岩松、大島、由良等の[illegible]猶存し、新田の家號を廢するなし、以て天正の末季に至れり。郡號は中世夙く廢し、新田庄を以て行はる、後に及び或は誤まりて勢多郡新田領と記す、正保國圖郡號を復し、近世検地五萬六千石。

地理志料云、按陸奥新田郡、播磨新田郷、並訓爾比太、是正音、此云爾布太、從方言耳、萬葉集上野歌、[illegible]比多山、[illegible]爾比多山、可以證、今呼日日多、名跡考[illegible]井[illegible]、今不取矣、按[illegible]、[illegible]別、[illegible]將軍、[illegible]、應神紀、遣上毛野君荒田別、[illegible]博士王仁、考姓氏録、[illegible]田別、鹿我別[illegible]諸別王之子、而新田、足利二郡[illegible]、新田[illegible]名、[illegible]、是字利字、[illegible]加賀、足利即鹿我也、皆因皆命名者

上野名跡志云、[illegible]、八幡太郎義家、[illegible]東發向、足利左太郎[illegible]下着、[illegible]の息女に嫁て、出生の子義國也、義國の嫡男に[illegible]と云ふとあり、源平盛衰記に足利又太郎忠綱、上野國新田の庄を屋敷所に[illegible]云々、[illegible]に「[illegible]重を新田と稱するは、上西門院の御料に、[illegible]の庄を開かれ候て、[illegible]庄官に被成下候[illegible]に見え候」云云。[illegible]古證文を[illegible]するに、保元二年、[illegible]田の地頭たるに依て、下司職に補任せらるる由の[illegible]下文、仁安三年、女房、押切、世良田等の譲状のあるに據れば、新田家の當庄を知行せらるること、其由來久し。

左衛門督家政所下　上野國新田[illegible]庄官等
補任下司職[illegible]
右人[illegible]、補任下司[illegible]、[illegible]、依件用之、敢不可違失、故下、
保元二年三月八日　　案主　宮内録管野
令前中[illegible]山
別當散位[illegible]朝臣
散位紀朝臣
散位中[illegible]朝臣
大[illegible]朝臣
散位　藤原朝臣
[illegible]博士中原朝臣　（正木[illegible]文書）

按、義重の母は上野介[illegible]女と、[illegible]云へば、恐くは義[illegible]の時、[illegible]を開き、之を[illegible]に[illegible]へ、遂に[illegible]重を[illegible]として、新田庄を立て、之を[illegible]門[illegible]家、此には[illegible]門[illegible]、[illegible]に[illegible]たるなり、[illegible]を一にす。[illegible]西門院に仕へし[illegible]に見ゆれば、後に一時、門院を本家とせしこともありしにや。

笠懸野（カサカケ）　又[illegible]原（ハラ）と云ふ、新田郡北偏の荒原にして、大間々、山田郡に在り、[illegible]は鹿濱山、新田山、西は佐位郡[illegible]に[illegible]、鹿田の邊を[illegible]と稱し、[illegible]、南[illegible]方里、標高百三十米突、乃至六十米突、其地粗鬆にして水に乏し。西偏には早川あり、僅に流れて佐位郡の國定、小保方等に[illegible]、東[illegible]野は[illegible]、鹿田は共に[illegible]

（原掛笠）

近世岡登堀を造り、山田郡桑町より、渡瀬の水を分ち、之を東笠懸野に導びき、以て今日の状を爲せり。

太平記云、觀應二年十二月、宇都宮は薬師寺次郎左衛門入道元可が勧に依て、武蔵守師直が一族に、三戸七郎と云者、其邊に忍びて居たりけるを大將に取立て、薩埵山の後攻をせんと企ける處に、上野國の住人大胡山上の一族共、人に先をせられじとや思ひけん、新田の大島を大將に取立て、五百餘騎、薩埵山の後攻の爲とて、笠懸の原へ打出たり、長尾孫六、同平三、二百餘騎にて、上野國警固の爲に、兼てより世良田に居たりけるが、是を聞とひとしく、笠懸原へ打寄、敵に一矢をも射させず、捩連て懸立ける程に、大島が五百餘騎、十方に驅散され、行方も知ずなりにけり。

(岡登堀) 小學上野志云、岡登景能は徳川幕府に仕へ、新田郡の代官なりき、職を奉ずること清廉、政績頗擧り、民みな悦服す、常に笠懸野の原を開墾し、渡良瀬川の水を引き、村を得ること八、謂はゆる岡登用水堀は其遺跡なり、工事成るに及び、幕府より召還の命あり、景能上司の猜忌を受くるを知り、今や禍の身に及ばんとするを恐れ、命に違かずして自殺す、村民その死を悼み、厚く葬りしといふ。(岡登氏の墓は今岡左美村瑞岡寺に在り、貞享四年とぞ、此人の傳疑惑多し)○大八洲遊記云、寛文中、幕府代官岡登次郎兵衛者、欲開笠掛原、鑿渡良瀬河支水、下流灌田不便之、一時嘩起、岡登竟居憤死、迄年有關、猶存之舊溝、及守地、當時新植松樹成林、二百年後、岡登之功猶著云、

(久宮) 鹿田(シカタ) 今久宮、阿左美と相合せ、笠懸村と改む、新田郡の北限にして、山田郡大間々の南に隣り、西は佐位郡香林に接す。鹿田山は一座の丘陵なるが、笠懸野より拔くこと凡百五十米突、山中に池塘あり、稲田に灌漑す。

後上野志云、鹿田村は山田郡につゞきて、其地もと園田氏の領分なり、園田成家、佛法に歸依して、渡良瀬の御厨小倉郷に隱れ居りしに、其邦山野に連りて荒多し、田地を損して土民の爲めに役するを見て、之を哀み、其地數町を開墾し、稲を植しめ、財貨の費に充つ、因て其地を鹿田と名づけたりとぞ、一按に、正木岩松文書、新田御庄嘉應二年注進「きくしし田の郷、田二丁九反卅代、島三町、在家一宇、ふたみの郷、田五町八反、島四町、在家七宇、あさみの郷、田四町一反卅代、島四町二反、在家七宇」と載す、きくとは今の久宮にて、しし田は即鹿田に同しかるべし、鹿村ともいへり。

阿左美(アサミ) 今鹿田に合せ、笠懸村と改む、鹿田の東にして、大間々の東南一里半、此に西毛鐵道大間々停車場あり、大田町の西北三里、阿左美沼は停車場の東に在り、其山(アクヤマ)は琴山なる黄丘にして、古生層の明礬たり、其岩は採りて石灰を造るべし。

(山灰) 藪塚(ヤブツカ) 今藪塚町と云ふも、笠懸野の中なる一村にして、稲作せるのみ、人口四千、大田町の西北二里半、阿左美の南一里。藪塚村は、古昔二國に分れたり、古村は東に属し、高田の下とす。新田系圖に、岩松遠江の弟に、藪塚六郎親經あり、又岩松文書の新田庄嘉應年中目錄、持國當分の中に、自近年守田押領、藪塚等十六郷佐貫郷半分、云々、又「やふつかの郷、田六町八反卅代、島七町四反、在家八宇」云々。○藪塚の山中を湯之入と呼び、古來其名あれど、今温六十度にすぎず、硫黄性の鑛泉なり、諸方浴客自在なれば、浴客多し。

(湯之入) 建保三年將軍家政所下文「新田庄内拾箇郷住人、可令早以爲地頭職事、田島郷、村田郷、高島郷、成田郷、二児玉郷、上畠口郷、千歳郷、藪塚郷、田部賀井郷、小角郷、牛澤郷、上今居郷」〔岩松文書〕

本町(ホンマチ) 藪塚古村の南にして、笠懸野の眞中にあたる、近世の開拓に係り、園定(佐位郡)の東一里。農志云、東笠懸野は平曠數里、土壌にして水少なく、灌漑に資るべからず、故を以て開墾を謀る者、皆委棄して顧りみず、貞享中の代官岡登景能、苦思して遠く渡瀬川を引き、新堀を鑿ち岡佐美村に到る、又藪塚村に分水渠を設け、之を東野に通ず、是に於て地の低きものは耕作し、高きものは宅地とし、初めて移住の便を得て、數年を出てず民家を増す四百二戸、田園森林二千三百十八町許を得たり、然るに景能の渡瀬川を引くや、諸川の諸村、山田郡に屬する者之を悦ばず、分水の故を以て、一時本流涸れ、其耕の下流、又土地に精力なく漑濯の憂あり、是に於て頑民嗷々、紛議大に起る、其の事江戸に聞ゆ、景能預め禍の所爲なるを知り、遂上に割腹して死す。

淺甘郷(アサマ) 和名抄、新田郡淡甘郷。○原書淡甘、今詳ならず、アハマとよむにや、上野名跡考には阿佐美にあてたり、然らば淺甘の譌にして、アサマを更に轉用してアサミと爲したるなり、此に暫く淺字に改摘して後の定めをまつ。

驛家郷(ウマヤ) 和名抄、新田郡驛家郷、今詳ならず、延喜式に新田驛馬十疋、新田郡傳馬五疋と載せ、群馬、佐位より足利に至る中間驛とす。等より推せば市村、市之宮村などにあたり、笠懸野の南とす。○又續紀、寶龜二年十月の條に、太政官奏、武藏國雖屬山道、兼承海道、公使繁多、祇供難堪、其東山驛路、從上野國新田驛、達下野國足利驛、此便道也、而枉從上野國邑樂郡、經五箇驛、到武藏國、事畢去日、又取同道、向下野國、今東海道者、從相模國夷參驛、達下總國、其間四驛、往還便近、而去此就彼、損害極多、臣等商量、改武藏國隷東山道、爲東海

道、公私得所、人馬有息、奏可、

是は從前の驛路の、新田より邑樂に出て、更に南に下り[illegible]に達したる迂回を改めて、[illegible]東山道より除[illegible]れたるなり、されば[illegible]新田より[illegible]に達し、邑樂驛は廢せられし事も明白とす。而して此新田驛は何の世より廢せしにや明白ならねど、綜合して之を考ふるに、[illegible]驛は南北[illegible]にて、[illegible]たりき、下[illegible]の市野井[illegible]すべし。

市野井（イチノイ）（市村）（一井）　一井、又市之井にも作る、市村と相接し、[illegible]の南一里、今生品村と改め、笠懸野の南邊にあたる。[illegible]生品神社ありて、新田義貞の兵を擧げたる故跡を[illegible]市村、市野井は往古の東山道の一驛次にして、地名の市と云ふも、四方來集の辻なりければならん。義貞の兵を起すや、生品祠前に旗を樹てたるも、山道の驛なる[illegible]之を[illegible]たる[illegible]の[illegible]には非ず。[illegible]は[illegible]より[illegible]太田の道路[illegible]と定められしより、市村、寺井、丸山な[illegible]に[illegible]する[illegible]は、[illegible]たるも、[illegible]に存して、僅に尋ぬべしといふ。

岩松文書、元久二年[illegible]に一井[illegible]見え、新田庄内[illegible]の中に[illegible]一井[illegible]、貞和[illegible]「[illegible]二年注文に[illegible]、田二十町八反十代[illegible]二町、在家十一宇」[illegible]良の子、[illegible]は一井氏を[illegible]、太平記に[illegible]一井[illegible]、今川[illegible]本云、[illegible]第十六[illegible]、第二十二[illegible]とあらはる。○古文書に[illegible]引きたる由見え、今も市野井より[illegible]、下田島に[illegible]へ入る一溝あり。而も今沼池はなし、近世[illegible]渡瀨の水を、是等の諸溝[illegible]に[illegible]る事となれり。

新田下野[illegible]（政[illegible]）入道々[illegible]代[illegible]申、上野國新田庄田島[illegible]用水事、
右件用水者、[illegible]田[illegible]氏所領一井郷沼水、令耕作田島[illegible]也、[illegible]宗氏打塞彼川水堀之由申之處、[illegible]宗氏[illegible]、云々、爲向後、可成給御下知之旨、[illegible]申之、此上者不及異儀、任先例、可引通之狀、[illegible]下知、如件、
元享二年十月廿七日　相模守　平朝臣
修理權大夫　平朝臣

生品神社（イクシナ）　今生品村大字市野井に在り、小字一間、矮陋[illegible]もとより言ふべからず、[illegible]るのみ、[illegible]屋のみ。太田町の西北二里半、[illegible]里、本國帳に新田郡從三位生階明神と載せ、[illegible]す。

後上野國志云、生品明神は市野井村に在り、元弘三年五月、新田小太郎義貞兵を起す時、此社頭にて[illegible]られしこと、太平記に見えたり、此社は[illegible]田の北[illegible]里ばかりに在り、笠懸野の南[illegible]兵を擧て南征する、[illegible]て何ぞ北に向て[illegible]ふ、意ふに[illegible]のか、又[illegible]人の説に、義貞[illegible]日の[illegible]は[illegible]田に在りといへども、反町の[illegible]の地に[illegible]に在りと、反町は元市野井[illegible]なれば、[illegible]人の此説も[illegible]ある可し、太平記に[illegible]田義貞は生品明神の御前にて[illegible]を[illegible]て[illegible]之を拜し、笠懸野へ打出らる、相隨ふ人々には、大舘次郎宗氏、子息[illegible]二郎氏[illegible]三郎[illegible]見[illegible]義胤、脇屋次郎義助、江田三郎光義、桃井次郎尙義、是等を宗徒の兵として、百五十[illegible]けり、[illegible]にては如何と思ふ所に、其日の晩景に[illegible]川の方より、馬物具[illegible]に見[illegible]すはや敵よと、目に懸て見れば、敵にはあらずして、越後國の一族に、里見、鳥山、田中、大井田、羽川の人々なり、云々。○今按、義貞の生品祠前に旗を樹てしは、東山道の路頭に[illegible]る者の[illegible]。當上野府より[illegible]に[illegible]の一[illegible]に終り、[illegible]太路なれ[illegible]、又[illegible]田[illegible]べし。

村田（ムラタ）　今一井、反町、小金井[illegible]と相[illegible]して、生品[illegible]る、太田[illegible]西北二里[illegible]子、[illegible]新田庄[illegible]に[illegible]十七町[illegible]反[illegible]島三丁[illegible]反廿代、[illegible]見[illegible]村田[illegible]

（小金井）[illegible]

反町（ソリマチ）　今[illegible]村の大字にして、村田の西南に接す、此に岩[illegible]、天正十三年[illegible]、反町に[illegible]、[illegible]上野志に、反町[illegible]新田[illegible]城址あり、反町の名義は、城寨と相因る所ある歟。

祝人鄕（ハフリ）　和名抄、新田郡祝人鄕、訓波布利。○今[illegible]らず、一[illegible]

言爾宜に通ひ、爾宜、祝人は其實一なりと論せるは、採り難しと雖、[illegible]郷の内にして、[illegible]、大根、江田の邊にやと疑はる。

外史徳川記に、

世良田親季、子曰有親、爲右京亮、元中々、同宗良、從新田義宗子貞方、謀信濃、爲足利氏所覺、有親與貞方、脫走入陸奧、起兵、兵潰[illegible]、[illegible]、有親與其二子、逃入上野利根村、匿爲民家、

と述ぶ、是は藤澤寺記、浪合記等の書に採りたる者なれば、[illegible]の限に渉す。」[illegible]、[illegible]時二十三年紀、祝人、神代紀祝部同訓、後紀有之曰、祝部也、祝人掌祀除不祥故云、詳見由[illegible]、[illegible]有祝部氏、一系自建角身命、一出于[illegible]田[illegible]、[illegible]其所居乎。

（爾嘉）

大根（オホネ）

今富[illegible]、田中、金井、花香塚等と相合せ、綿打村と改む。市野井の南にして、佐位郡淵名村に隣る古昔青根に作る。

大根は嘉應二年注文に「あふねの郷田三町」云々とあるにあたる、又大根の北一里に大久保あり、今藪塚村に屬す、是は本[illegible]、新田郡[illegible]の所在ならん

（大窪）

綿打（ワタウチ）

今は村名に立つれど、近世は大根村へ入り、其名を隱しき。岩松文書、新田庄内[illegible]寺方[illegible]領[illegible]分注文の中に「綿打郷、綿打九郎[illegible]行、青根郷、長樂寺領」と云ひ、嘉應二年注文には「わたうちの郷、田五町五反」云々と見ゆる是なり、されば當時は青根、綿打、兩村の名也、〇後上野志云、大根村の内に今綿打と云ふ地あり、大館次郎宗氏の長子、綿打太郎爲氏の住所にて、大慶寺は其舊址とす。

（青根）

金井（カナヰ）

今綿打村の大字とす、新田[illegible]の三男、長氏を金井三郎と字し、岩松文書、弘安元年本領所々注文に、金井村を收めたり。

花香塚（ハナカツカ）

今綿打村の大字とす、岩松文書に、新田庄嘉應年中目錄、勢國不知行分の中に、小嶋田、小泉、花香塚、木崎は[illegible]、[illegible]なるゝ由を載す、兩庄は淵名庄の異名にや、小嶋田、木崎等の名は今聞こえず、猶探るべし。

田中（タナカ）

今綿打村の大字とす、新田系圖、新田義重の四男、里見四郎義俊の子、五郎義清始めて田中と稱せり、此に[illegible]れるならん、又[illegible]の[illegible]も、田中を家號とす。新田庄内[illegible]子方相分注文に「田中郷内ヶ村、田中氏[illegible]郷知行、又長樂寺文書「田中郷、田中六郎三郎經氏知行分」など見えたり。

田中は新田氏の内にも、世に聞えし家にて、新田田中といふは、太平記に見え、松陰私語には「[illegible]當方の田中[illegible]、[illegible]計[illegible]、相當に相見する[illegible]一」などとも見ゆ、[illegible]島は佐位郡茂呂村なるべし。

額田（ヌカタ）

新田郡の一地名なるがごとし、今村名を用ゐず。（太平記に額田[illegible]、[illegible]太平記に、額田、[illegible]本作江田、恐非也、南[illegible]作額田、[illegible]十七騎[illegible]爲綱とあり）と云ふ人見ゆ、新田系圖に義重の男有[illegible]額田（一作額戸）五郎[illegible]（徳川四郎の弟）とす、一本に武藏國住人とするは疑ふべし。按、額戸ともあれど、本額戸なりしを、額戸、額田にあやまれるにや。

江田（エダ）

今木崎町、高尾、大館等と相合せ、木崎町と云ふ、村田、大根の南とす。後上野志云、徳川義季の長子、下野守頼有、江田三郎頼氏と稱ふ、太平記に江田三郎光義、同二郎行義あり[illegible]、新田兵部少輔行義）。大日本史列傳、江田行義、稱又二郎、其先出新田義重、父曰有氏、注、尊卑分脉、行義稱其田、南朝有江田三郎行氏、其[illegible]氏、郡行義從兄、[illegible]江田。

上野國新田庄内江田郷、新田仲[illegible]等跡事、早江田遠江守[illegible]、守去月廿八日御下文之旨、可令沙汰附下地於[illegible]同治部大輔代之狀、依仰執達如件、

貞治三年十一月九日　左近將監（判）

佐貫駿河守殿（正木文書）

新田庄江田郷内得河方目錄

一四丁五反　分錢拾貫參百文　又三郎（中略）

以上田數九丁半　分錢貳拾壹貫三百五十文

一八反　分錢壹貫六百文　木部（中略）

以上畠數三丁二反　分錢六貫百文　十合定

明德五年甲戌八月　國政（判）

後上野志云、中江田の松林に、新田義重の墓と傳ふる地あり、又枝の池は、[illegible]に、上野國と注す、夫木集[illegible]國の歌に、

[illegible]に引しかれたる島松の枝の池にや波のこゆらん、

[illegible]二位行家

前上野志に枝の池は邑樂郡といへど、定かなる證なし、此は新田郡の中、江田村に古池ありて、さまで大池にはあらねど、常に水あれず、旱魃には里人崇ぶとす、枝の池は江田の池ならん。

木崎（キザキ）

今木崎町と改む、人口三千、近世日光例幣使道の一驛に定められければ、木崎宿と云ひ、太田へ二里、[illegible]へ一里半、[illegible]安養寺、[illegible]里。

[illegible]云、元弘元年十一月、木戸[illegible]士、[illegible]田[illegible]、[illegible]上京師、路經木崎、安富氏（[illegible]邑主）兵守焉、日不得過一兵、衆[illegible]隊而進、守兵[illegible]、[illegible]去里許、白[illegible]、[illegible]、不[illegible]支吾、次下仁田、[illegible]高崎潜兵來襲、我皆甲冑、牛田[illegible]一見、曰易與也、與廿七人衝突、[illegible]殺者六七十名、一軍奔潰、乘勝而進、[illegible]、白山[illegible]、山[illegible]、[illegible]兵知勢不敵、[illegible]、[illegible]山入信州。

南山巡狩録云、[illegible]元年、和泉、[illegible]國に於て、世良田右京亮の[illegible]、及び上野國新田庄内木崎、安養寺等、故義貞朝臣の跡を以て、足利尊氏より岩松[illegible]宿にあた

へらる、〔[illegible]〕より案ずるに、當時[illegible]
[illegible]一[illegible]、本國上野に[illegible]し、岩松は尊氏の命にし
た[illegible]を[illegible]、又[illegible]は尊氏鎌倉にある時にあら
ず、[illegible]にいたり、[illegible]の[illegible]なり、今[illegible]氏の[illegible]
致書といふものは不審なり、もしくは恭氏ならんか。

多古（高尾）　今本嶋[illegible]の大字[illegible]あり、岩松文書の元久二年、[illegible]下[illegible]に多古宇郷、[illegible]中[illegible]、[illegible]當[illegible]行分の中に多古宇郷とあるは、此[illegible]尾なるべし。

世良田　今世良田村、隣近の三木、女塚、八木沼、高[illegible]、[illegible]、徳川、[illegible]川等を合す。[illegible]南にして、[illegible]と相接し、南は利根川に至る。即江戸[illegible]、世良田徳川氏の[illegible]す。[illegible]寺、總持寺、[illegible]、[illegible]古[illegible]存す。

（新田館址）

後上野志云、世良田は新田義貞一[illegible]の[illegible]りし地なり、た[illegible]に[illegible]れば、元弘の[illegible]に、[illegible]より[illegible]に[illegible]を課し充てられ、殊に上野國世良田郷は、富民多しと聞えて、出雲介親連と、黒沼彦四郎入道を[illegible]、六萬貫の[illegible]、五日の内に[illegible]、[illegible]するを[illegible]、出雲介を[illegible]、[illegible]首す、[illegible]首の[illegible]今村[illegible]にあり、[illegible]の[illegible]今總持寺の地なりと傳へ、又總持寺を館址といふ。

[illegible]、元弘三年五月中旬に、上野國、[illegible]衛門佐義貞、[illegible]の味方として、當國世良田に討出て陣をはる、[illegible]、[illegible]也、[illegible]に[illegible]るに[illegible]て、[illegible]一族の[illegible]打立けり、先山名、里見、堀口、大館、岩松、桃井、みな一人當千におとらずといふ事なし、[illegible]、當國の[illegible]、[illegible]門尉、[illegible]といへども、既に上野の[illegible]義貞に[illegible]するにこそ、あとこそふるに及ばず[illegible]、[illegible]の[illegible]、[illegible]元年、[illegible]等[illegible]長[illegible]「[illegible]、元弘三年五月十二日、[illegible]上野國世良田、合[illegible]方之[illegible]、[illegible]田三河[illegible]之手、[illegible]子息[illegible]以下、[illegible]死、云々。

按、梅松論に「義貞世良田に討出」とあるに據証して、[illegible]は世良田は義貞の[illegible]れる地に非ず[illegible]、されど太平記に「新田庄世良田には有徳[illegible]多しとて、六萬貫を五日が中に沙汰すべしと、堅く下知せられける、使[illegible]に[illegible]みて、大勢を庄家に[illegible]入れて、[illegible]することを[illegible]に過ぎたり、義貞是を[illegible]、[illegible]に[illegible]させつる事こそ、[illegible]なれとて、使の頸切りて、世良田の里中にぞ[illegible]けける」とあるを見れば「有徳の者多し」と云ひ「庄家」と云ひ「我館の辺」と云ひ、明白に世良田が新田[illegible]たるを知るべし。[illegible]、[illegible]は義貞は[illegible]と云ふ[illegible]と唱ふるに、[illegible]に過ぎず。後上野志、[illegible]も、已に世良田を[illegible]て、義貞の[illegible]なりと[illegible]したり、[illegible]、梅松論に「世良田に討出」とあればとて、一[illegible]に[illegible]し、恐らくは[illegible]のみ。[illegible]、[illegible]田氏は[illegible]より此に[illegible]するにはあらず。[illegible]、世良田の新田庄の治所たりしことは、[illegible]と云ひ、[illegible]と云へるにて明了するのみに非ず、[illegible]し、且新田の[illegible]が此世良田を[illegible]いて、[illegible]なきなり。又世良田氏ありと雖、是は[illegible]の[illegible]を分知したる一[illegible]（一[illegible]は[illegible]せる）にすぎず。但し、[illegible]の寺尾（片岡郡）に[illegible]り、政義の山[illegible]に隱居せる、是は假寓にて[illegible]を[illegible]に非ず、[illegible]の[illegible]あるに[illegible]、[illegible]も新田氏在住の[illegible]ふるも[illegible]なし。

[illegible]云、[illegible]、[illegible]世良田[illegible]（義一[illegible]）之[illegible]、當[illegible]、[illegible]、自由[illegible]、[illegible]門[illegible]、[illegible]以下、[illegible]を新田[illegible]とするは、[illegible]の[illegible]、且[illegible]、世良田[illegible]十[illegible]の[illegible]、[illegible]世良田に[illegible]ること、[illegible]語に徴すべし。

總持寺　今世良田の村[illegible]に[illegible]す。[illegible]、[illegible]入道上西（義重）が新田館に[illegible]たまふとあるも、世良田の館なるべし、[illegible]

[illegible]

七月廿三日　[illegible]

[illegible]上　[illegible]（長楽寺文書）

後上野志云、[illegible]寺は[illegible]山[illegible]と[illegible]す、[illegible]の[illegible]なり、[illegible]にて、[illegible]小[illegible]足[illegible]の[illegible]なく、[illegible]世良田[illegible]にて、[illegible]、八幡[illegible]新田郡に[illegible]し、[illegible]といふ、[illegible]建てたる、又[illegible]良田館に、[illegible]建てられたり、後に[illegible]上人、[illegible]堂[illegible]と、[illegible]の[illegible]清水寺と[illegible]、合せて一寺と[illegible]、[illegible]用ゐられしが、三[illegible]上人の[illegible]、[illegible]を[illegible]、是れ[illegible]寺を[illegible]、八幡[illegible]に曰く、

[illegible]、當[illegible]八代[illegible]、八幡[illegible]

[illegible]

未十月六日。

[illegible]

朝氏―義貞。

長樂寺　世良田[illegible]、[illegible]新田[illegible]にして、[illegible]山と[illegible]、[illegible]

由緒ある古刹たるを以て、[illegible]に依嘱し、因て三百石を給して、中興せしむ、是より天台宗と爲り、寺中に東照廟を建つ。

新編武藏風土記云、長樂寺所藏文書曰「武藏國比企郡南方將軍澤郷内、得阿閑用途、田三段、任宗時申置之旨、所奉寄進、世良田長樂寺也、背於此旨違背者、永可爲不孝之仁、仍爲寄進之状如件、正安元年八月二日、沙彌靜眞」按ずるに、靜眞入道は當時の地頭にて、德川左近大夫教氏君なり、早世「世良田[illegible]長樂寺、爲信[illegible]用途、奉永代寄進、武藏國比企郡南方將軍澤郷内、二子塚入道跡、在家一宇、并田三段、毎年所當八貫文事、右依爲氏寺、爲末代修造、永代令寄進者也、然者及子孫、不可致違亂、背此之旨輩者、永可爲不孝仁、仍自筆之状如件、元德二年八月一日、源滿義」按ずるに、滿義昔は靜眞の門[illegible]なり。

關東下知云、長樂寺[illegible]、[illegible]妙、彌可致[illegible]精誠之状、如件、

正平七年五月十七日　（御判、尊氏）

世良田寺長老［禪師］

按、正木岩松文書に、新田庄内寺領[illegible]注文の中「平塚郷、八木沼郷、女塚郷、出根郷、世良田長樂寺領」と見ゆるは、寛永の比の事ならん、○新編風土記云、長樂寺の境内に、文殊山とて、小高き塚あり、芝樹繁茂して、古碑十餘基あり、その中にて最も古きものは、即開山榮朝の墓石なるべし、本寺は古文書、及び舊記を按ずるに、承久三年、義季がその氏寺として建立せし所なり、されば文殊山なる古墳は、義季を初め、一族の墓たること知るべし。

新田宗系云、世良田長樂寺、則新田氏々寺也、正德中、[illegible]之子、以世良田氏、於是、寺[illegible]公尚、且其寺[illegible]田[illegible]之。○名跡志云。沙石集に「上野の富岡田の庄、世良田の大寺に釋圓房の僧都榮朝上人は[illegible]まことにたふとかりければ、[illegible]聞しけり、或時山臥一人、說法聽聞して、やがて持發し遁世しけり」云云、山上行仙房の傳に「世良田の明寅長老と得意にて」云々、折たく柴の記に、世良田の庄、長樂寺住僧、廣海僧正は、我が年頃したしかりし人也、彼寺の寶藏に古[illegible]、[illegible]云云、名跡志に、[illegible]の碑、長樂寺に在りと、今寺中の古碑、年號見ゆるは、正安三年丑二月十九日、[illegible]二年十一月、文和三年甲午十一月、曆應二年己卯五月十三日、貞和二年六月、元德二年六月など也、中にも正[illegible]二年とあるが、最古かしとも云へり。○元亨釋書に「榮朝、[illegible]法門要旨、[illegible]寶而化」また「辨圓(字圓爾)往野州長樂寺、從榮朝、問顯密之道」云云、[illegible]く、

法[illegible]、[illegible]

一翁豪長老席下、聞教禪二門、又登惠峰（東福）見聖一[illegible]、弘安四年、一翁[illegible]、[illegible]

赤城山有一練行之人、三十餘年影不出山、木食澗飲、[illegible]乃至日了僧、[illegible]一州[illegible]之道俗、[illegible]榮朝[illegible]、[illegible]人[illegible]之如神也。

長樂寺は古文書の外、名家の書[illegible]も多く藏す、中にも[illegible]、入宋して傳法せる[illegible]、無準和尙の畫像ありて、其贊に、

[illegible]、手骨峻[illegible]、[illegible]、鬼惡神憎、[illegible]四天下[illegible]、[illegible]村僧、

とあるは、久く世に聞こゆる不[illegible]也。五山記に、關東十刹の名を擧げ、其一を世良田山長樂寺とす、

十刹とは[illegible]寺、[illegible]寺、[illegible]山瑞泉寺[illegible]寺、[illegible]寺、功[illegible]寺、[illegible]山[illegible]、并に長樂寺なり。

又[illegible]に「[illegible]寺之[illegible]、天子後白河之[illegible]、日本之十刹、第五[illegible]之[illegible]寺、異[illegible]無双之[illegible]地也、[illegible]（足利尊氏）[illegible]、[illegible]一[illegible]は本寺住持の名[illegible]たり。[illegible]長樂寺は[illegible]なりしかど、[illegible]の敎門[illegible]したりしが、[illegible]へ、永正年中に至り、寺中の[illegible]に、門[illegible]より、[illegible]に[illegible]す。[illegible]も[illegible]十七年、[illegible]天海の入寺するや、更に天台に改めて[illegible]し、[illegible]すること[illegible]あり。

今井

今[illegible]大字にして、[illegible]の北に在り、田中に近接す。嘉應二年新田御庄注文に「いまいの郷、田七町六[illegible]」云々とある[illegible]、[illegible]今[illegible]に作ること、[illegible]二年、[illegible]に見ゆ、[illegible]には、又[illegible]氏の季子を、今井十郎惟氏と爲す。○今井の田郊間に、古墳[illegible]あり。

（昔今）

小角田（コツノダ）

今[illegible]村の大字にて、[illegible]と今井の間とす、江田の西なり。長[illegible]に曰く、

[illegible]、[illegible]永代[illegible]寄進[illegible]、

[illegible]一年[illegible]十二貫文[illegible]

右件畠者、上野國新田郡小角田村、[illegible]之、[illegible]
寺住僧[illegible]、寺[illegible]、[illegible]上
[illegible]、[illegible]、不可[illegible]、[illegible]子孫々、[illegible]
[illegible]、[illegible]、一[illegible]不可[illegible]、仍[illegible]代[illegible]、[illegible]之
狀如件、

元亨三年[illegible]十月十七日　[illegible]

三木（ミツキ）

今世良田村の大字にして、三木の西、女塚の東を云ふ、長樂寺所藏の文書に見ゆ。

奉寄進世良田山長樂寺、上野國世良田鄕後閑、三木内、作人子[illegible]、在[illegible]字、田五段、畠二町八反、每年々貢合[illegible]、右件者、代々相傳、當知行無相違地也、且[illegible]、且[illegible]也、子々孫々、[illegible]不可有子細、[illegible]不可有[illegible]之[illegible]、仍寄進之狀如件、

建長三年辛亥卯月十日　散位源義政（判）

正木[illegible]、[illegible]田[illegible]「世良田[illegible]三木村、小角田、[illegible]」とあるは[illegible]の北の[illegible]、又上に引ける[illegible]に見えす。

女塚（オンナツカ）

今世良田村の大字にして、[illegible]南に接す、[illegible]は[illegible]、三木、小角田、江田、[illegible]と共[illegible]して[illegible]通す。[illegible]に、女塚[illegible]見する所あり。

出塚（イデツカ）

今世良田村の大字なり、正木文書、仁安三年の[illegible]に見えたる[illegible]名なり、イデノツカといへり。此[illegible]中にこすみ、丁ふきしの二所は、[illegible]字に誤りあるか、後世きかず、やきぬまは八木沼にて、今世良田村の[illegible]に存す。

（八木沼）

下（省判）

こあまたあれど、らいわうごぜのはゝの事をもへば、にたのみさうは、ゆづりたるなり、はゝの事、らいわうこせん、[illegible]かにあるべからず、[illegible]いと[illegible]でも、こかんともに、らいわうごぜんがはゝに、みなゆづるなり、はゝがために、おろかにあるべからず、こかんのかず、

おゝなつか、えたかみしも、たなか、おゝたち、かすかは、こすみ、なしきり、いでのつか、せらた、みつき、かみいまい、しもいまい、かみひらつか、しもひらつか、きさき、丁ふきし、たこう、やきぬま

このがう〳〵、したいにゆづりわたす、たのさまたけあるべからず、あなかしこ〳〵、

仁安三年六月廿日　（判、義重）

らいわうとは[illegible]に見えず、[illegible]と云へば女子にて、[illegible]太[illegible]の[illegible]たりしならん[illegible]、[illegible]の[illegible]は、一本に[illegible]島下野[illegible]守[illegible]女といへり、いかにや。

平塚（ヒラツカ）

今世良田村の[illegible]なれど、[illegible]世良田の[illegible]南半里、利根川に臨み、下廢瀨川（利根の舊派）此にて利根に入る、[illegible]は[illegible]村[illegible]にして、[illegible]より[illegible]、[illegible]への[illegible]は、平塚を[illegible]とす、[illegible]町へ一里

岩松文書に平塚の名散見す。

上野國新田庄内、平塚[illegible]事、任[illegible]、可被沙汰付長樂寺[illegible]之狀、依仰執達如件、

曆應元年九月十六日　武藏守、[illegible]、（判）

上杉民部大輔殿　[illegible]

德川（トクガハ）

今世良田村の大字にして、平塚の東、世良田の南半里、利根川の岸邊とす。近世は江戸幕府、此小邑田四百石の租を特除して德川鄕と稱へ、當代發祥の慶事を致さしめたり、今も[illegible]德寺、[illegible]寺[illegible]ありて遺[illegible]存せり。[illegible]及び古書徳河にも作る。

（[illegible]）

木[illegible]、[illegible]の南、德川と云ふ村は、將軍家[illegible]先[illegible]、德川四郎[illegible]より、代々住みたまへる地とぞ、今村高四百石、[illegible]の[illegible]り取りに[illegible]付。[illegible]上野志云、[illegible]に、何の時よりか、勢多郡と稱するも、[illegible]郡と[illegible]

[illegible]

古[illegible]「[illegible]」云々と[illegible]

[illegible]あるは、[illegible]に[illegible]の形なく[illegible]にて、[illegible]は長樂寺をいふか、第二には守護不入にて、[illegible]には「守護不入、[illegible]年十一月一日[illegible]例とし、犯罪者の所刑の如きも、所掃以下の輕きは、一[illegible]、[illegible]江戸[illegible]行に上申して、其處斷を仰ぎたりといふ。

[illegible]、當代の[illegible]、[illegible]田[illegible]重入道上西の四男なり、文治四年、將軍源頼朝二所[illegible]、[illegible]一人たり、[illegible]

[illegible]たり、法名を[illegible]といふ、[illegible]といへり、正[illegible]といふ、[illegible]に功あり、[illegible]の[illegible]にかくれす、法名は[illegible]と號す、[illegible]といふ、[illegible]

[illegible]

にせず、藤澤淸親の記には、太平記第十五卷の註に、和付
崎にて勇戰ありし、世良田太郎といへるは、政義の事とす。
南山巡狩錄云、正平七年、足利尊氏、世良田の長樂寺
に庄園を寄附す、これは故世良田彌次郎滿義の跡也、
〔長樂寺古文書〕按するに、德川三郎義季君より四代な
滿義君と申す、古文書によれば左京亮とも、或は下野
守とも、兵庫介とも、孫次郎とも見えたり、元亨三年、
嘉曆三年、元德二年文書、長樂寺に存するを見れば、
其比在世の人にて、正平八年の比はいや卒去し給ひし
か、また或は足利氏の爲に本國を出給ひしか、いづれ
上野國を退去し給ひしと見え、[illegible]
[illegible]ことにて傳ふるかとも
云へり。今按、[illegible]
[illegible]、其子右京亮政義は、正平四年に其一跡
[illegible]、下の文書あり、[illegible]
の事とす、

上野國新田庄内世良田右京亮[illegible]跡
事、任御下文之旨、可被沙汰付[illegible]代
之状、依仰執達如件、

觀應元年十二月廿三日　武藏守(判)

上杉民部大輔殿〔[illegible]〕

又鎌倉九代記に、貞治三年七月、世良田右京亮義政
[illegible]に背き、討手を向らる、[illegible]に
て自殺、云々、[illegible]江田郷の下に引[illegible]に
も見えたれど、世系詳に知らず、一本系圖に、

―教氏（世良田德川）
―有氏―義有―[illegible]（江田[illegible]）―義政（世良田伊豫守）
　　　　　　　└行義（江田彈正）

然るに、[illegible]
[illegible]
物語にさ、早く[illegible]にとを誤するも詳細を缺く、

三河物語云、八幡太郎義家の子、式部大輔義國、其子
新田大炊助義重、（中略）義家より代々嫡々なれど、
義貞の代々に[illegible]り、それに從て、仁田の一々德河の郷
中におはしまし給ふ、故に德河殿と申し奉りき、義
貞、尊氏に打ちまけ給ふ時、德河を出させ給ひてよ
り、中有の衆生の如く、何くと定め給ふ處も無く、
拾代斗も、此方彼方と[illegible]、あるかせ給ふ、
德阿彌の御代に、時宗にならせ給ひて、西三河坂井
の郷へ寄らせ給ひ、云々、

是に續けたりと云、[illegible]なり、而も時衆德阿
彌の[illegible]し、松平親氏と[illegible]るに過ぎず、[illegible]
[illegible]、世
に存[illegible]より、之を以て右京亮[illegible]の末孫と、德阿彌
親氏の間を縫合せんと試むる者多し。
[illegible]合記に據れば、[illegible]一族、南
北一統の後も、猶吉野の宮方を補佐し、南朝を再興せん
との[illegible]して、[illegible]尹良親王（[illegible]）
吉野山を出、上野國に赴給ひしかば、新田一族かしつき
奉る、この程政義の女子、いつしか親王の御いつくしみ
を[illegible]、其腹に若君一所[illegible]、[illegible]と申ける、
同三十一年、親王信濃[illegible]に入座ふ、八月
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
しが、正長元年の夏、下野國落合の城にうつしまいらせ、
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]一族

は、尹良親王と共に波合にて討死すと見ゆ、しかれども
鎌倉大草紙には「新田殿（義宗の子にて、相摸守行啓）永
德の頃までは、信濃國大川原に深く隱れ有けるが、國中
みなそむき、宮をはじめ新田一門、波合にてみな討死し
たるに、父子討もらされ、奧州にて岩城の近所、酒邊に
隱れしが、後に相州[illegible]に討れたり」とあり、此人
奧州に下りしを應永三年とし、討れたるを同十年四月廿
五日とす、この次によれば、波合の事は應永三年より以
前の事と見えたり、然らば波合記にしるす所とは、年月
は、三十年餘相違せり、又[illegible]記に、新田相摸守義隆（三
家考義隆に作る、大草紙に行啓とするは入道しての名歟）
を義宗の[illegible]の子とし、その外に世良田右京亮女
と見ゆ、しかれば[illegible]義治は政義の婿なるべし、又[illegible]按
[illegible]（北朝至德三年）義隆[illegible]
[illegible]、上野世良田大炊助政義、其
[illegible]たらはれたるよしなり、政義の子を[illegible]
[illegible]といふ、其子を有親といふ、又[illegible]には應永廿
[illegible]、[illegible]上杉右衛門佐
[illegible]入道[illegible]と不快の事ありて、[illegible]新田
一[illegible]の[illegible]と共に、[illegible]に一味せしかば、持氏是
より[illegible]を搜索し、悉く誅伐せんとす、是に於て親季、
[illegible]有親を携て、ひそかに上州世良田を忍び出て、相州
[illegible]淸淨光寺に入り、剃髮してかりに時宗の僧となり、
父子[illegible]、親季は[illegible]道に赴き、有親は長阿彌、
其子親氏は德阿彌と號し、共に海道に赴くとあり、しか
るに藤澤宇賀神社記と、大草紙との説によれば、有親父
子、上州を出て、時宗の僧と姿を變せられしは、[illegible]か
亂の頃にはあらざるに似たり、大草紙には「應永三年春
の頃、小山若犬丸、奧州に落下り、田村庄司淸包を頼み、
[illegible]、大
[illegible]として、[illegible]、上[illegible]に隱居たる宮方の

[illegible]十ヶ[illegible]を引[illegible]、[illegible]日、白川[illegible]に[illegible]、此由[illegible]い、[illegible]、小山、[illegible]し、[illegible]らず」とあり、應永三年、德阿彌藤澤へ納め給ひし願文を合せ[illegible]、[illegible]も、此中におはしける[illegible]なし、さてはこの後、其餘黨の搜索嚴しければ、終に時宗に[illegible]ひしなるべし、[illegible]に、[illegible]と、共に島崎の城までおはしけるよし見え、しかれば[illegible]にて、波合の戰に討死し給ひ、[illegible]は[illegible]に[illegible]じ、白川へ[illegible]を給ひ、其後宮方[illegible]しければ、上州へ[illegible]給ひし歟、[illegible]なりし故、鎌倉の搜索を恐れ、時宗に身を寄給ひしにや、但し此說は大草[illegible]により、波合の戰を應永三年より以前の事とし、波合記、[illegible]三十一年の說をとらざるなり。(舊稿[illegible]等を參考)

[illegible]國志云、[illegible](タレ)[illegible]村、甲田神社に、弘治三年の[illegible]あり、其[illegible]とあり、これは佐竹の[illegible]、其次に「百[illegible]、三十[illegible]、百足小[illegible]、百足[illegible]」と共に大字にあり、其次には小字に[illegible]、百六十餘名あり、五百文を[illegible]として、五十文までの寄進の連名を二行に注せり、其中に二百文德川[illegible]、百文德川右京亮とあり、右京亮は大身と見えたり、佐竹[illegible]及び江田氏の[illegible]を按ずるに、德川伊豆守宗奉といふものあり、三河より來て佐竹氏に仕ふ、子あり久兵衛といふ、後佐竹氏に從て羽州に移る、時に江戶幕府の德川を[illegible]り、更めて中[illegible]を稱せしと。

滿德寺(マントクジ)　[illegible]寺と共に、德川に在り。永德寺は德川四郞義季の[illegible]と傳ふるも詳ならず、[illegible]。岩松文書[illegible]分注文に「[illegible]寺領、島山左馬助、[illegible]南入」と[illegible]、す、寺領とは永德寺、滿德寺などのこと歟、島山と云ふも[illegible]や、[illegible]にして、[illegible]樹院尼(二代將軍秀忠の嫡女千姫)の本願に因り中興す。[illegible]、[illegible]尼に、德川[illegible]の二男、[illegible]の女なり、[illegible]たるを、近代天樹院尼の[illegible]にて、[illegible]一房[illegible]三年寂す。(滿德寺は[illegible]寺と稱する者にて、妻女にして離婚せんと欲し、脫走此寺に入る時は、出家と認められ、夫家再び取り還す事を得ざりきといふ。本寺は明治[illegible]、一[illegible]、[illegible]したるも、檀家なく寺領なく、今比丘尼亦住まずなりぬ。文化五年滿德寺由[illegible](德川禁令考)云、[illegible]御[illegible]、德川滿德寺之[illegible]、[illegible]寄[illegible]に付、天正十九[illegible]書判[illegible]、德川郷之[illegible]滿德寺[illegible]尼公、[illegible]公御[illegible]、[illegible]尼公と本[illegible]、[illegible]尼公[illegible]當[illegible]中、[illegible]尼公[illegible]、後之中興[illegible]由[illegible]、[illegible]川家より代々相續[illegible]、[illegible]欠入[illegible]由[illegible]、[illegible]より寺法に[illegible]、中[illegible]には、欠入候女、尼に相成候、[illegible]、大阪[illegible]、滿德寺之[illegible]、本多[illegible]相續に御座候、依之欠入之女、[illegible]後、往古[illegible]、今に至り[illegible]も、[illegible]、欠入女[illegible]年入寺[illegible]足、相[illegible]上、[illegible]切、夫方之[illegible]、[illegible]は、[illegible]より寺法に[illegible]之上、[illegible]は、[illegible]之[illegible]を以、[illegible]十二[illegible]、[illegible]代[illegible]に[illegible]付、[illegible]之由、[illegible]之[illegible]立、[illegible]爲相濟來候例に御座候。

滓野鄕(カスノ)　和名抄、新田郡滓野鄕、訓加須乃。○今粕川(カス)[illegible]にして、[illegible]にあたる如し、[illegible]人[illegible]、[illegible]で、[illegible]、上野[illegible]、今粕川村[illegible]、上野[illegible]、亦[illegible]也。(今按、粕川[illegible]、今[illegible]水の末にして、[illegible]に[illegible]、折れて[illegible]尾島の[illegible]を[illegible]て、[illegible]へ入る、[illegible]とも呼ばる、岩松文書、應永十一年、[illegible]河村と見ゆ。

(粕川)(古[illegible])

早川(ハヤ)　山田郡[illegible]の[illegible]なる[illegible]田に發し、[illegible]野の西偏を貫流し、(佐位郡小保方、淵名の地を經)本郡今[illegible]に達し、[illegible]の[illegible]を過り、[illegible]に[illegible]、德川、大館を過ぎ、[illegible]口に[illegible]へ入る、[illegible]らんが、細少にして水量多からず。

尾島(チシマ)　今尾島町と云ふ、[illegible]、[illegible]の大館前島、[illegible]、[illegible]の[illegible]

尾島は新田庄嘉應年中目錄、持國當知行分の中に「尾次島鄕、千茂鄕、小島鄕」などある小島(チシマ)に同じ。尾島の南は利根川流れ、[illegible]、[illegible]あり、今の前島、前小屋島、[illegible]島、二小屋島等、古文書に[illegible]見せず、[illegible]の千歳(センザイ)などの地の[illegible]、[illegible]する者歟、[illegible]、[illegible]、千[illegible]、[illegible]せ、[illegible]

(小島)　(千歳)

應永十一年、新田庄内惣領分公田百町注文の中に、高島、千葉の二郷見え、享徳四年注文にはたかしまの郷ひしが島の郷、せんさいの郷、横瀬郷などの田數字數を錄す、横瀬も近世は河南に轉し、武州榛澤郡に存す。菱島は新田庄内庶子方寺領等相分注文（應永の比）に「菱島領家」と錄すれど、近世は其村名を失ふ。

下　上野國新田庄住人、可令早如木、以義貞地頭職、郷々之事、村田郷、田島郷、中今居郷、一井郷、田中郷、堀口郷、多古宇郷、綿打郷、前栽郷、藪塚郷
上女塚郷、高島郷
右件郷々如木、可令彼義貞爲地頭職之狀如件、以下、
元久二年八月　日（正木文書）

建武元年尼妙蓮より岩松直國へ讓狀「せんさいの郷の中にい島郷の在家（中略）下つさの國南さうまの中ふち心の郷てがはぶん東方」云々、せんさいは即前栽（センザイ）なり。

（前栽）

金剛寺（コンガウ）

今尼島町に在り、新田庄の一古刹とす。岩松系圖に、直國を金剛寺殿といへり。

上野國新田庄岩松郷之内、金剛寺、同寺領等之事、依有御志、進置候、守先例、可有御知行候、仍爲後日狀如件、寛正四年八月十五日　武繁
東光寺（正木文書）

尼島村金剛寺に板碑四枚、二は長四尺幅一尺にして、其に正和四年八月なり、文は「右志者、爲沙彌圓佛道佺菩提、出離生死、證大菩提也」「比丘尼妙蓮」等とあり、、夫婦の碑なりと傳ふ、一は長二尺二寸（破片）にて、元徳元年己巳十一月なり、一は頭部破損す、長二尺八寸巾一尺二寸、觀應二年辛卯十二月十五日、世良田[illegible]道佺結衆、四十六人云々とあり、太子堂前に四枚、永正十八年貞和二年、延文元年、大永二年なり。

安養寺（アンヤウ）

今尼島町の西に、大字として遺れり。即隣不動堂（フレフドウ）明王院の法號なるが、本寺後世衰廢して、僅に一堂に不

（隣不動堂）

動尊を安置したる歟。又安養寺殿とは新田義貞の廟號にて、即義貞の追福所とも傳ふ。されば新田の本宗の菩提寺として、義貞の世まで榮えしが、義貞敗亡の後に衰へしにや、近世は世良田總持寺の門徒たり。

下　岩松[illegible]御領管
可令早領知、和泉備後守國内、世良田右京亮跡、上野國新田庄内、木崎村、安養寺等、義貞跡事、
右爲勳功之賞、所宛行也者、守先例、可致沙汰之狀、如件、觀應元年十二月廿七日

鎌倉大草紙云、至徳二年乙丑三月、新田相模守行啓、義貞の孫と云ふ、陰謀の廻文、上杉武州其を僞さるゝ、櫻原美作守代官、使二人召捕、新田の安養院の別當、并に寺僧一人をぞ、岩松治部少輔入道法松、搦進ける。○按上野志云、隣不動堂は今安養寺村に在り、[illegible]とは何ふる義なり、昔新田義貞の義兵を發するや、鎌倉幕に至りて、國中及び越後の一族に告るに[illegible]す、其[illegible]出陣、國中及び越後の一族まで、義貞の大將旨の令旨を奉して、陣をする由を、唯一日の中に觸れて、告げしらしむ、其天狗山伏は此不動尊にてありしと、所の人言傳ふ、別當を明王院と稱し、代々天台宗の修驗なりしが、[illegible]になる、後に、新田又太郎義氏の男[illegible]、安養寺[illegible]あり、同七男、安養寺[illegible]良氏あり、又安養寺に、足利尊氏が安養寺[illegible]に、[illegible]ける、觀應二年十一月十五日の狀あり、之に依て見れば、安養寺殿は在昔義重公を稱せしとも見えたり。

大館（オホダチ）

今尼島町の大字なれど、尾島の西南半里、安養寺と相接す、大館とは又新田氏の館跡ありし地なれば歟。新田又太郎政氏の弟家氏は、大館次郎と稱し、其子宗氏は義貞に從ひ、鎌倉稻村ヶ崎合戰に戰死す、宗氏の子氏明は義助に從ひ、伊豫國に戰死す、而も猶子弟の足利氏に從屬する者ありて、室町幕府に奉仕す。岩松文書、應永の比の庶子方注文に「大館郷四ヶ村、一井郷四ヶ村、大館知行、京都祇候」と載す。

堀口（ホリグチ）

今尼島町の大字にして尾島の東南に隣接す、早川此に來り利根川へ入る。

岩松文書、惣領當知行分の中に、堀口郷あり、又系圖、大館宗氏の兄を堀口太郎家貞とし、其孫貞滿は大館氏明と共に、義貞を輔けて、功勳を樹てしこと諸書に見ゆ。

押切（オシキリ）

今尼島町の大字にて、堀口に接す、女塚、押切等の空閑（コカン）地を、新田[illegible]より其女子（らいわう）へ讓與の證判あり。

ゆつるたらの[illegible]の事（正木文書）
なゝつか、をしきり、せらた、かみひらつか、みつきしもひらつか、ごぜんのこかんなり、たのさまたげあるへからず、このむねを守るべく候はば、百さうさたのそのあてとすべし、たしかにくゆつりおはぬ、
仁安三年六月廿日　源[illegible]、義重

岩松（イハマツ）

今尼島町の大字にして、尾島の京に接す。江戸幕府の時、岩松氏の裔孫、其舊を失はず之に居り、田禄百二十石を安堵す。武鑑に交代寄合衆、上州新田居住、岩松滿次郎、高之國[illegible]、年始[illegible]參と載する者是なり。明治維新の後、岩松を改めて新田と爲す、其中祖滿純入道天用は、實に新田義宗の遺孫（義貞の孫）なれば也。近年男爵の特恩ありけるも、これが故ときこえたり（岩松郷は今寶泉村の田島の内とす）

新田上西入道義重は、其弟義康（足利）の孫、藏人義純を愛し、之を新田に置き、長子義兼の女婿と爲す、義純遠江守に任したり、義純の長男時兼は母（新田岩松禪尼）の所領を受けて、岩松を家號とす、時兼の子、五郎經兼其子に郎政經、みな遠江を字とす、政經の母は新田下野守[illegible]田頼有の女なりければ、政經は頼有の猶子となり、て[illegible]田下野太郎と稱す、其子岩松三郎經家、經家の弟を

[illegible]は寄宗の合見なり)」
建保三年、將軍家政所下文「新田庄內、岩松、今居、
田中[illegible]廿人、可令早任當知行狀、以件宗爲地頭職
事」云々、貞應三年、新田尼讓狀「御庄內やしき、岩
松鄕、並春原庄內萬吉鄕等事、源時兼ニ」云々。
讓渡所領之事　かみわうの丸所(在新田郡、[illegible]、龜王)
一　かうつけの國新田庄內とくかわのかう　下江田の
　むら　よこせのかう
一　たちまの國上三沼庄　東方西方
　養子事
一　さかみの國　永用のかう
有新田庄內の所領(中略)
　文永五年五月廿日　散位　源朝有
弘安元年、[illegible]入道々[illegible]讓狀によれば、其本領新田庄并
生鄕、及び[illegible]、上總、下總、相摸、伊豆等に散在の庄
鄕なる岩松家に傳領したることあり。又狀中に、
　[illegible]太郎政經所
上野國新田庄內田島鄕、岩松鄕、千妓鄕、高島鄕、金
井村、[illegible]千[illegible]庄、[illegible]、下總國相馬御厨內、
[illegible]村、
とあれば、岩松の分領地は是等を基本とす。治部大輔直
國の時、新田義貞以下の[illegible]、是利氏より恩
賞[illegible]に新田の[illegible]と爲る。直國の孫滿[illegible]は、寄に新田
義宗の遺孫を獲へ、之を子養し、家を讓り滿純と云ふ、
武藏大里郡畠山、及び[illegible]、[illegible]
草紙に「上野國には岩松、その先祖は足利義兼の長子義
純也、其末岩松[illegible]は義貞に屬し、[illegible]年七月討
死す、其弟治部大輔直國は、尊氏方にて、[illegible]氏の近
臣となり、[illegible]合戰に忠をせ[illegible]、其子[illegible]
其孫治部大輔滿國[illegible]、今の治部大輔尚純、[illegible]其跡を嗣ぐ」
云云、[illegible]一男、岩松殿と云ひ、畠山
重忠の妻女、更に跡式を給り、始めて源家畠山と號す」
とあり、又大[illegible]に「滿國如何なる心にや、義方の義宗
が子を密に養ひ置き、一子早世の後、彼等辻王丸を、己
が實子と披露し、滿純と號す」云々。
應永二十四年、上杉禪秀亂の時、滿純は禪秀の婿なる
を以て、之に與して戰死し、其子家純僧と爲る、法泉
入道滿國、即[illegible]の[illegible]持國を以て、家名を承けしめた
り。已にして永享結城の亂に、家純還俗して軍を督し
功あり、幕府に訴へ、新田岩松の一跡を二分す、即治
部大輔家純を禮部家と云ひ、右京大夫持國を京兆家と
云ふ。後持國は家純入道[illegible]に殺され、家純の子尚純
家を繼ぐ、尚純[illegible]横瀬[illegible]に奪れ、岩松氏衰ふ、金
山城址を參考すべし。

直國─滿國─家純(禮部)─明純─尚純─昌純
　　　　泰家─滿長
　　　　滿春─持國(京兆)

岩松[illegible]守滿[illegible]代、成氏[illegible]上、[illegible]沙汰、
[illegible]、
[illegible]、一通、[illegible]年四月廿二日、先代追罰御內書、
一通、[illegible]年七月十七日御書、二通、御感并御內書、
一通、[illegible]
有地者、[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
　應永卅三年七月日、
岩松八幡宮は岩松新田氏の氏神なり。松陰私語云、岩松
尚純子息、於[illegible]寺院下誕生、號夜叉王丸、[illegible]、橫
瀨父子[illegible]、[illegible]佐野[illegible]、[illegible]、金山
[illegible]之時、[illegible]代々[illegible]、於岩松八幡宮[illegible]
[illegible]、[illegible]
取沙汰仕處他。
青蓮寺(シャウレンジ)　名蹟志云、岩松青蓮寺は畠山六郎[illegible]、青蓮寺殿と云
[illegible]には、[illegible]
ふ、東[illegible]の[illegible]に、近松の道場とあるは、是く青蓮寺ない
へるにや、
宗長紀行、東路のつと云、永正六年八月、此の頃、越
後の國[illegible]に依り、武藏、上野の傳ひ[illegible]の事あり、
何處も靜ならざりしかば、一夜ありて、[illegible]より長年
の[illegible]へと[illegible]る、夜に入て落つき、明る
日、利根川の舟渡りをして、上野國新田の莊に、禮部
尚純、隱遁ありて、今は靜喜、彼の閑居に、五六日逗
留、度々になべり、
　露分けてそてに見るべき野山かな、
岩松の道場にして、[illegible]、
　花ぞくまもとあら萩のつきのには。
[illegible]、新田の[illegible]
は捜索追捕事急なれば、藤澤遊行上人の徒弟となり、時
宗の[illegible]
られ、上人[illegible]して、[illegible]
いふ、[illegible]三年三月、[illegible]
と[illegible]
德二年[illegible]
宗[illegible]、わづかに逃れ[illegible]に下り、[illegible]
ば[illegible]にかくれ居給ひけるが、小山若犬丸の[illegible]に
またがて、[illegible]りしに、同六月[illegible]
軍にて[illegible]あり、新田、小山、[illegible]退治す、[illegible]
節に本國新田[illegible]に歸化し給ひしも、[illegible]
ければ、自害し給はんとせられし時、護身宇賀神の靈夢
に感ぜられ、その時遊行十二世尊觀上人、たまたま岩松
青蓮寺に[illegible]ありしかば、[illegible]

奈波三人とも名をかへ家を改め給ふ、かくて親氏は宇賀神へ願文を捧げ給ふ、時に應永三年なり。

迴向、發志願、

同姓逆賊、靈流賊、吾遁塵途、[illegible]宇賀神、有今急難、[illegible]者、其夜現色[illegible]衣僧來、汝可逆表、求見出世間、天台末[illegible]門、法可去、再三[illegible]詞、僧何人、當國道行者、[illegible]東[illegible]房作、宿所由、夢覺信、貞興士道哉、[illegible]通合之夢、有已身[illegible]生、終專守自拜、作二世誓願、[illegible]、由是遁行在世、此時志綾求道迴信、不幸遁末代逆賊、時有見移迷衣果眞色也、驚慚心遊、[illegible]夢寧早、退面可待時、我起衆[illegible]道寶出國、活苗[illegible]也、予子果[illegible]、[illegible]、存[illegible]不[illegible]寺志、願所本師跡、隱從由上邦、為獨步、[illegible]空、[illegible]恐[illegible]懼、頓首再拜、

應永[illegible]月、大[illegible]、日向五德　　德阿彌

田島（タジマ）

今由良、西野谷、浦野、脇屋と相合せ、寶泉村と改む、尾島と太田の間なり、[illegible]岩松氏の舊[illegible]

（西谷）

田島は、下田島に在り、今も代官の宅を置かる、新田系圖、岩松[illegible]の末子、又太郎[illegible]を田島と稱す、嘉元二年注文に「田島の郷、田三町七反、畠四反十たいざいけ三う」と載せ、其他にも多く見ゆ、田島の北を西野谷と云ふ、[illegible]田又太郎貞氏の子を、西谷九郎重氏と云ひ、[illegible]御澤[illegible]西谷內、田五段、畠七段[illegible]と見ゆ、[illegible]今其名を知らず、（岩松系圖によれば、[illegible]、[illegible]流氏の[illegible]する所となり、其[illegible]を[illegible]代させしも、岩松は全く横瀨氏に歸す、其子孫は天正十八年沒落、[illegible]一[illegible]村[illegible]に消居す、其子豐純、其子義稙、寬文三年、義純江戶幕府の特恩にて、新墾百石を賜り、再興す。

小野澤[illegible]給分　一貝村內道德在家一間　一田島郷內てつひら在家一間　一下郷內しやうけい右馬五郎ひかへ分在家一間半

小野澤源四郎給分　一[illegible]郷半分　一田島郷內さしのな一町　一同郷ふかへ町一ちやう　一同郷內吉田ひかへ分一町一段　一舟生郷內菅野方半分　一萬吉郷內さよん在家

右彼[illegible]等、[illegible]相違[illegible]、[illegible]申[illegible]者、[illegible]、恐々謹言、

四月廿八日　小野[illegible]兵庫助長[illegible]　花押）

伊井伯耆守殿〔[illegible]〕

この文書は、何國郡の事にや、武州[illegible]郡に田島あり、太田郷にも高吉あり、[illegible]郡に[illegible]あれど、本郡新田郡にも貝、浦野、田島、武[illegible]等存す。[illegible]記に、金山城主横瀨氏[illegible]の[illegible]下に伊井、今井、田島、小野澤等の人々ありと云へり。

（神野）

由良（ユラ）

（寶泉）

寶泉村と改む、田島、脇屋等と合す、本崎の東にて、太田の西一里、其時に寶泉（ホウセン）の名あり、岩松滿國の法名法泉といへるに因つる歟。

名跡考云、[illegible]に據るに「寬元年中、新田又太郎政義は、[illegible]の大番役として、當[illegible]を守護し奉るに、俄に仁和寺の[illegible]に入て落髮せり、これは所[illegible]の[illegible]を請されざるに依て、逃髮なりしとなり、此事左右なく自由の所行なりとて、幕府評定の[illegible]に任せらるべきを、他に異なる家なるを以て、宥恕せられ、一族を以て代官とし、德川四郎[illegible]と、岩松[illegible]との[illegible]に、當[illegible]を半分つゝ預けらるゝこれに依て[illegible]は世良田の[illegible]を[illegible]、由良の別[illegible]に[illegible]せられ、由良入道[illegible]門と稱す、又此村に寶泉野あり、岩松滿純の居住の地なり」（關八州古戰錄云、天正十二年三月、[illegible]方[illegible]、金山攻の時、由良の出[illegible]には島山由宗入道守り居けるが、[illegible]出て、長手口へ[illegible]行けるを、南方の多勢、大道寺、最前より蛇川の岸に備へ、之を見て落行く敵と心得、追詰めたり。

加澤記云、由良氏と申は、新田源氏の嫡流なり、義興郷に子一人ありしを、越後に捨置けるが、後には出家し給ひける、こゝに上州小野の郷の地頭、應永の比、[illegible]出家を介抱せられ、還俗させて小野が家をぞ繼せけるに、段々家繁榮してける、其頃岩松源氏、本の新田氏に立歸り、新田武藏守とぞ名乗ける、其頃小野氏も由良氏にぞ改めける、由良氏漸く繁昌して、文明の頃は、利根川を限り、當國東の方は四分して、其一分領知し給ふとなり。

正木岩松文書、嘉慶二年注文には「由良の郷、田八町七段廿代、畠三町五段十代、在家十三宇」と見ゆ、太平記には由良新左衛門あり、即新田の族人とす。岩松新田[illegible]純の時に、由良氏其臣たり、[illegible]純を輔けて金山城に居る、由良新六郎成繁是なり。由良家傳に據れば、新田義宗の遺子貞氏、新田庄內横瀨村を知行し、[illegible]に立ち、[illegible]を家號とす、貞氏五代の孫を成繁とす、（横瀨は[illegible]に[illegible]し、武州[illegible]郡の[illegible]なり）成繁に至り由良と改稱す、云々、貞氏の事は、其間[illegible]に見えれど、成繁が由良の一跡を承けたるは、即新田の一分[illegible]と僞れるなり、應永十一年新田庄內[illegible]知行分公田百町注文に「岩松方四十八町廿五代、由良方[illegible]拾四町五段廿代、[illegible]方[illegible]拾七町五段十代」とあるに合すべし、當時已に[illegible]の三分せられて、三家[illegible]せるを知るに足ら、[illegible]は、德川氏に[illegible]し、[illegible]の田を[illegible]て、江戶[illegible]家に列せらる、されば[illegible]所[illegible]の古[illegible]に、[illegible]のものありしと云ふも、其故ある事なり

再[illegible]、[illegible]、寬永二十三年、上杉[illegible]亂の時、岩松[illegible]は[illegible]にしけるに、新田の人々は之に組みせず、故義宗の御子の僧と僞れるを還俗させ、新田六郎と名[illegible]、[illegible]を[illegible]せ、又由良横瀨、長尾但馬守が岩

松氏と合戰したる事見ゆ。此六郎、其詳說を得ねど、由良[illegible]と云ふは、[illegible]六郎[illegible]に[illegible]、[illegible]の子六郎は、[illegible]に貞氏と云ふにあらず、然らば六郎貞氏の[illegible]なりしを、由[illegible]に[illegible]、[illegible]は、系統が識れる者のみ。特に注目すべきは、松陰私語に「金山城守者、當家(岩松新田)代々忠臣、小野篁十有九代之[illegible]、[illegible]守[illegible]、[illegible]、云々、當屋[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]々々、[illegible]和と[illegible]、八[illegible]、於内[illegible]」とありて、文明年中、[illegible]、[illegible]の比に、[illegible]に托して、源家の[illegible]亂を偽れる情勢、洞察に餘あるに非ずや。

[illegible]、[illegible]、[illegible]にて、[illegible]に御門[illegible]氏[illegible]し[illegible]、[illegible]る人非じと[illegible]ければ、[illegible]、[illegible]に、[illegible]、鳥山、世良田、[illegible]田、大島、大舘、[illegible]、[illegible]の人々は、先年氏[illegible]の[illegible]代、[illegible]と[illegible]ざりし折[illegible]、早名有けるにや、[illegible]有て、一所[illegible]の地を、優冤行ひて安堵させ給ふ、又新田の家の子郎等の、[illegible]したりけるを、[illegible]、[illegible]の地を下し給はりて、武州上野の邊に安堵住りたりけるが、(應永二十二年)今[illegible]の[illegible]を奉[illegible]ては、何時を可期とて、各談合評定して、古新田左少將義宗朝臣の御子、出家して[illegible]とて、[illegible]と云ふ[illegible]給ひけるを、勸て還俗させ、本名なりとて新田六郎に成かへり、[illegible]へ打て出、[illegible]へける、由[illegible]、[illegible]は[illegible]として、十二月十八日、岩松と合戰、岩松[illegible]打死し、同二十二日な[illegible]合戰、中[illegible]二十四年、岩松入道天用は、[illegible]が残黨を集め、上野國岩松に降起しけるを、舞木宮内丞駿向、合戰して悉退散し、天用を生捕にして、鎌倉へ[illegible]りければ、[illegible]十[illegible]日、[illegible]口へ引出し、首を[illegible]れける。

又、[illegible]、應永十七年の比「[illegible]田[illegible]の[illegible]を起し[illegible]、[illegible]の[illegible]なるもよほされければ、[illegible]の傳所、[illegible]にして、七里濱にて之を討ち給ふてける」云々、[illegible]には、下[illegible]國[illegible]土寺過去帳を引き、[illegible]十七年の[illegible]、[illegible]田[illegible]とあるに合考し、故[illegible]宗の息男、兵部大輔貞方 法名[illegible]を指すかと云ふ、即六郎貞氏の舍兄なり。

別所(ベッショ)　今[illegible]村の中にて、由良の北に接す。寛永十一年公田[illegible]に「由良郷内[illegible]村、[illegible]、別所村、[illegible]村」とあるは是也、[illegible]村は今の沖野にて、別所の西に隣る。○別所の觀音堂は圓福寺と稱し、古墳様の丘上に在り。名跡志云、圓福寺境内に古碑十三基建てり、中に高一丈餘のもの三基ありて、其一に「沙彌[illegible]、七十二歳、元亨四年六月十一日」と刻めば、[illegible]田小太郎[illegible]貞の祖父、六郎基氏の石塔ならん(圓福寺)

政義 ― 政氏 ― 基氏(六郎) ― 朝氏(六郎太郎) ― 義貞

(法名阿義)　(法名道義)

(圓福寺殿)　(法光寺殿)

驛屋(驛谷)　今[illegible]村の大字とす、別所の北にて、村田の東に隣る。應永十一年注文に、村田郷内驛谷村とも、由良郷内とも記す。新田義貞の舍弟、大館[illegible]は、驛谷を宗領とし、其子義治、並びに[illegible]に[illegible]る。

新田郷(ニヒタ)　和名抄、新田郡新田郷、今[illegible]の邊にて、[illegible]戸村、鳥之郷村、太田町にあたるべし。[illegible]の東にして、石[illegible]郷の北、其山の東北は、山田郡の域内とす。

[illegible]接、新田郷は本郷々家の地にして、世良田の莊家と全く其[illegible]を異にす。

強戸(ガウト)　今寺井、[illegible]、[illegible]、北金井、[illegible]を合せて、強戸村と云ふ。新田山の西北、廣澤山の南にして[illegible]の東とす、[illegible]より[illegible]に[illegible]、[illegible]、て新田山、廣澤山の峽間を過ぎ、丸山(山田郡)に至る。又[illegible]の分[illegible]の、[illegible]て[illegible]に[illegible]する者あり、太田町の西北一里。

[illegible]は[illegible]二年注文に「[illegible]」と見えて、[illegible]の中には、[illegible]に[illegible]、[illegible]誤にして、[illegible]の地なるべし、[illegible]し、[illegible]戸の南なる白田の中に、古代の塚墓數基あり。

寺井(テラヰ)(戸強)　今[illegible]戸村の[illegible]とす、[illegible]戸の西に[illegible]す、小金井に接し、[illegible]に[illegible]みたり。[illegible]、[illegible]の二男を、寺井太郎氏と云ひ、[illegible]庄内[illegible]寺村の注文に、寺井村、鳥山[illegible]と[illegible]たり。又[illegible]に、[illegible]田[illegible]入道[illegible]の[illegible]せる寺[illegible]を、此地名に[illegible]する者あれど、信け難し。

名跡志云、寺井村の[illegible]寺は、今寺尾山といひ、もと寺尾村なり、いつの[illegible]よりか寺井と改むと、寺尾の古[illegible]に茶臼山とも、館山とも云ひ、[illegible]田山の[illegible]なり、[illegible]に、寺尾七[illegible]と名づくる所あり、[illegible]の[illegible]と見ゆ、又寺井の大光院の跡といふ地の東に、寺尾城の[illegible]ありと云ひ、[illegible]は山の上とは[illegible]、[illegible]に[illegible]ふべし、[illegible]志には、寺尾城を片岡郡とするは誤れりと云へど、[illegible]郡の寺尾にも、館の跡はあるなり、後人の考をまつ。○[illegible]、正平二年[illegible]月、岩松[illegible]の賞として、[illegible]より、[illegible]寺[illegible]をあたへらる、寛[illegible]するに、新田郡は義貞朝臣の西領にして、彼朝臣すでにうたれ給ふといへども、一族かの地に居給ひ、武藏野合戰のとき、[illegible]、[illegible]も、[illegible]し、しかるに今[illegible]、[illegible]にありて、[illegible]領す、わづかばかりの[illegible]にして、[illegible]住する事、今より見れば不審なりと雖、當時の實勢はさもありけん、測り知り難し。

岩松遠江守頼宥代有義申、上野國新田庄、寺井郷内、田在家事、

右地者、頼宥爲勳功之賞、去貞和三年三月廿六日拜領之處、當郷以内、數領分田在家、鳥山右近將監、自同年押領之間、可被沙汰下地之由、頼宥雖申之、兩方當參之間、去三月四日、遂奉書之處、不音之間、重同廿日、以兩奉行人間左近將監宗慶、井上参河前司、重加催促、于今不參、難遁違背咎、然則於彼地者、任先下文之旨、頼宥知行不可有相違也、次押領以後、當分物、任員數、可糺返之、次押領咎事、可令召所領五分一之狀、下知如件

觀應元年五月七日〔正木文書〕

成塚(管鹽) 今強戸村の大字とす、寺井の北にして、金井、菅鹽は更に其北、藤阿山麓に在り。○應永十一年公田百町注文に、成塚郷内金谷村、菅鹽村とあるは是なり、金谷は近世金井に訛る

下　岩松治部少輔直國

可令早領知、上野國新田庄内、由良郷、成塚郷、加菅鹽、金谷村、地頭職事、

右以人所補任也者、守先例、可致沙汰之狀、如件、

貞和三年四月二日

正木文書、[illegible]二年注文に「なるかつかの郷、田一町二反廿代」また「なかつか郷、田十八町三反十五代、畠四丁九反十五代、在家十七宇」などあるなるかつかは成塚の異唱なるべし、なかつかは長岡にや。○又按、寶治二年岩松政經の讓狀「新田庄うりつかの郷、同すかしおの村、かなやのむら」同弘長二年の讓狀「なりつかに公田三町弐ぶん、かなやに公田貳町弐ぶん、五町弐分公事をつとむべし、すかしおに於ては、公事せぬ所なり、但祖家の年貢計は、[illegible]の時のままにてあるべし」云々。

長岡 今強戸村の大字なれど、藪塚の西北に離れて、藪塚に近接す。系圖、義貞の族に、長岡次郎繁氏と云ふ者見ゆ、其在名の地なるべし。長岡と藪塚村の間に、古墳數在す。

鳥山 今鶴生田、長手、大島、新野と相合せ鳥之郷村と改む、何の謂ひに因れるにや、強戸の南にして、新田山の西なり。

新田系圖、里見義成の三男を、鳥山伊賀守時成とし、鳥山氏の人々、鳥山修理亮以下、太平記にも見えたり。○新田庄内庶子方相分注文に「鳥山郷四分一、藪塚郷半分（中略）鳥山式部大夫知行」とあり。又松陰私語に、文明中鳥山式部大夫は、公方成氏の軍を援け、關東の惣大將と稱されしが、[illegible]に賜り、[illegible]中に[illegible]たる由を載す、文明以[illegible]たる如し。今鳥山[illegible]寺に新田[illegible]として「新田[illegible]」と題せる者あり。[illegible]

鶴生田(鶴留田) 今鳥之郷村の大字にて、鳥山の東北、強戸の南なり、系圖、[illegible]を、鶴生田[illegible]といへり、正木文書、[illegible]二年注文に「[illegible]のあふたいの郷」と載せ、[illegible]當知行分の中には、鶴留田郷、[illegible]と記す

新野(東光寺) 今鳥之郷村の大字なれど、鳥山の東南にて、由良の北なり、一名二子塚とも云ふ、東光寺あり。[illegible]二年注文「にいのゝふたつかの郷」と載せ、庶子方寺領[illegible]注文には「鶴留田郷、新野郷、東光寺[illegible]」また[illegible]當知行分の中には、新野、二子塚郷、東光寺郷と記す

上野國新田庄内、新野東光寺事、松壽丸成入間、任先例、[illegible]、如件、

寛正五年三月廿六日　[illegible]

怡雲庵〔正木文書〕

松陰私語云、當方之同衆、新野出羽守、[illegible]守、鶴打左近將監、西谷馬助、田中[illegible]、高林入道以下。○長樂寺の[illegible]に引ける、[illegible]、滿[illegible]の二[illegible]に據れば、家時をば二子塚入道とも稱したる如し。

大島(二子塚) 今鳥山、新野等と相合せ、鳥之郷村と改む、太田町の西北十餘町、大光院の西にあたる。

上野國新田庄之内、大島六郷事、

大島郷　大田郷　鳥山郷　長手郷　東牛澤郷　高林郷

文永三年、七月日〔正木文書〕

新田系圖、里見義成の二男、伊賀蔵人義継は大島と稱し其三男修理亮時繼より相繼して、新田一門の名家たり。○[illegible]二年注文に「大島の郷、田十七町八反廿代、畠八町四反廿五代、在家廿五宇」また應永十一年、新田庄内當知行分公田百町注文の中に「大島方、公田貳拾七町五段十代」と見ゆ、新田の一分惣領たりしを知るべし。

太平記に、觀應二年十二月、上野の人々、新田の大島を取立て、[illegible]へ打出、[illegible]方となり、[illegible]の條に引ける[illegible]に[illegible]すれば、[illegible]大島[illegible]に、[illegible]なり〔[illegible]〕[illegible]氏は[illegible]國へ、大島兵庫[illegible]を[illegible]あるとあるも同じ〕名跡志云、大島村の辻堂の古碑に、[illegible]文四年七月。及び貞和五年六月の刻銘あり

長手 今鳥之郷村の大字なり、大島の北にして、新田山の峽谷を占むる部落とす。正木文書、庶子方相分注文に、長手郷、鳥山知行と載す、

關八州古戰錄云、天正十二年三月、新田衆は由良、新井、[illegible]合、[illegible]に代りたりしを、寄手は夢にも知らざりしかば、[illegible]急に[illegible]、[illegible]を入て相戰ふ、又長手口も寄手は引返さず、[illegible]口へ後詰せんとて、人數をかけし程に、[illegible]方は倍力を得て、[illegible]は太田口、金井口を[illegible]攻べからずと、[illegible]を二手に分ち、長手口に押向ふ。〔[illegible]

(新比多山)

新田山

又金山とも、[illegible]山とも呼ぶ、新田郡の東界に
あたり、山田郡と相並なりて、其間に特立し、
古生層に屬する、[illegible]して、峰巒を爲さず、平夷
より抜くこと凡二百米突（標高二百三十五米突）山の南
足に大[illegible]あり。

爾比多夜麻ねにはつかなな我によそりはしなるこらし
あやにかなしも、[illegible]「しらとほふ爾比
多やまのもる山のうらがれせなな とこはにもがも、
〔同上〕つげのはまかるいなみにひた山岩根の枕たれ
におけすと（[illegible]）

[illegible]志云、新田山は今の金山なり、萬葉に毛流山ともよ
めるは、此山にて、今山田郡に屬し、金山の北に離れた
る山なり、[illegible]、[illegible]と呼ぶ）
周圍[illegible]四町、本丸四百六十歩、二丸[illegible]、三
丸三千[illegible]百[illegible]、[illegible]あり二十四間、小池十間、[illegible]六間、
山の口より本丸まで十四町、山の東西、長手、富士山よ
り[illegible]まで[illegible]、[illegible]（[illegible]人の[illegible]
なるにや[illegible]、[illegible]
なり）より大田口まで三十二町、舊岩松氏の城なり、此
山は[illegible]岩石にて、松[illegible]のみあり、松茸を[illegible]す、[illegible]甚
し、年々江戸へ[illegible]上す。○[illegible]記云、由[illegible]
の頃、[illegible]、[illegible]川也、
平地にして[illegible]、[illegible]
あり、今金山を城に築立る事、[illegible]、
[illegible]八ヶ國を[illegible]にても、守り[illegible]あるべし。

金山城址　新田山を云ふ、[illegible]に「太田は新田義
貞の[illegible]なり、即[illegible]、此北に城山ありて、金山
といひ、乃祖大炊助義重より、義貞まで居住」云々。諸
地志には、新田山の下に寺井村の名あるに因り、義重の
寺井城は、即金山なりと爲せど、[illegible]多し、信け難し、
由良氏の新田正傳武鑑に「金山[illegible]、[illegible]貞[illegible]後、
[illegible]、義宗の子横瀬六郎信[illegible]守貞氏、[illegible]十四年、金
山に築く、永享中、[illegible]軍より上州守護[illegible]付、東
上州七郡の領主となる」云々とあるも、[illegible]は信じ[illegible]し
と雖、岩松新田氏の時、横瀬の人々[illegible]明の北に[illegible]さし
と云ふは、其[illegible]あるが如し。○[illegible]上野志云、岩松の[illegible]
畠山遠江守[illegible]、[illegible]は足利[illegible]の長子なりしが、幼少よ
り伯[illegible]父義重の許に[illegible]せられ、新田に来り住す、後に
義重の長子[illegible]の女を娶りて岩松に[illegible]す、此女子を新田
[illegible]尼と稱す、岩松遠江太郎[illegible]の母なり、寛元の頃、義
重四代の孫、又太郎政義、京都大番の時、故ありて落飾
せられ、やがて宥恕の沙汰を経、一族を以て代官とし、領
徳川義季と、この新田[illegible]尼とに、新田庄家[illegible]半分つゝ、預
け給はりける、これよりして新田岩松と稱して、代々新
田の[illegible]たり、義貞と足利尊氏の[illegible]の時も、岩松直國
は義貞に味方とし、[illegible]山まで從ひしに、[illegible]
時、岩松、田中、大島は[illegible]し、[illegible]本領を安堵
す、其後直國、鎌倉の基氏に仕へて、岩殿山の合戰に功
ありて、[illegible]になりけり、直國の[illegible]滿純、上
杉[illegible]に[illegible]戰死し、[illegible]へしが、滿純の子明
純、[illegible]の時、[illegible]安堵せり、文明の頃、明純長
樂寺の長老松陰をして、金山に[illegible]しめ居城とす、是
時家老横瀬信濃守國繁入道[illegible]に[illegible]、[illegible]由
緒申せば、故義宗の子、六郎貞氏、[illegible]を忍びておはせし
が、其子貞俊、貞國何れも横瀬六郎と稱して、岩松家の
家老たり、横瀬は小野姓にて、武州猪俣黨なり、[illegible]繁連
歌を好む、[illegible]宗長、[illegible]の作者なり、[illegible]も風
雅を嗜み、清水草を著作したりと）貞國の子、國繁に至
りて威勢漸く大になりて、[illegible]中を引附、其子[illegible]繁ます
く強盛、常して遂に主人岩松を虜にし、金山本丸に居
城す、[illegible]繁より國繁、[illegible]繁、相續て金山城主たり、[illegible]繁

(新田城址)

よて[illegible]と信ぜしが、[illegible]、[illegible]氏と[illegible]、
[illegible]に加へられ、[illegible]と稱し、[illegible]、[illegible]
[illegible]、合戰ひ、天正十六年、[illegible]の子[illegible]、小田原に[illegible]
せられて[illegible]になり、金山を明渡して、[illegible]へ[illegible]て、金
山にには小田原の[illegible]清水上野介在番、十八年に[illegible]す、
[illegible]八州古戰錄云、當家新田氏[illegible]入道上西以來、[illegible]
居城は寺尾、[illegible]に[illegible]川なり、[illegible]に[illegible]にして、[illegible]
一貫の[illegible]たりしを、岩松治部大輔直國の四世、兵庫
頭明純、當[illegible]金山に城[illegible]、[illegible]にしより、今に至て數代
安堵す、山上遠有て、[illegible]に[illegible]する事なく、採[illegible]之
からず、要害は渡瀬川を東北に抱へ、利根川を南に受
け、寄手を一面に見なし、かけ引防戰の手[illegible]、雙なき
要害の地なり、永禄元年十一月、[illegible]へ出張、
興の[illegible]の[illegible]へ、[illegible]、[illegible]へて、金山の城を攻、横
瀬[illegible]防戰、一[illegible]、今[illegible]を以、
和をなして[illegible]に[illegible]す、云云○北條[illegible]、永禄十
年四月、[illegible]上州に入、新田城主由良信濃守を攻、是
は佐野昌綱と、[illegible]に同、[illegible]
事[illegible]、[illegible]して、[illegible]元年、[illegible]
[illegible]山、[illegible]、[illegible]、[illegible]
横[illegible]上野[illegible]、金山に[illegible]、[illegible]
野の[illegible]山、[illegible]の金山、佐竹の太田山、[illegible]
山城三所の名城と申し、終に[illegible]されたり[illegible]、天
正十年、新田の由良信濃守[illegible]一公へ降て、[illegible]
[illegible]を城主にせらる。
松陰私記云、於金山城、[illegible]國繁亭、岩松殿[illegible]
者、上座之中央[illegible]、[illegible]、左右二行[illegible]、[illegible]
富野、西谷、矢島、高林、當[illegible]、[illegible]
升、金井、[illegible]貝下、[illegible]、[illegible]
鍋打、[illegible]谷、堀内貝下、[illegible]
有[illegible]遠江[illegible]之事。○下[illegible]、[illegible]

及武蔵上野一揆等、合七千餘騎、出異上野見玉塚、成氏率兵擊之、景信等戰敗而退、又攻金山城、城主横瀬國繁、出兵拒成氏、景信等引兵還五十子、已而成氏更催常陸上總下總安房下野五國、及結城小山那須宇都宮佐野佐貫兵八千餘騎、赴足利庄、將攻金山、分兵爲二、一留陣大舘河原并八幡河原、一陣在貫庄岡山、兩陣相距、中間廿五里、而成氏所陣、距五十子、中間纔十里、但隔以利根川、金山城、國繁及子成繁、與其族家人等千餘人守之、通篝五十子、絕我兵糧道、且募士卒、晝夜侵掠、擾亂陣營、成氏攻之七十餘日、一旦快戰一決、將士氣倦、遂引兵還足利庄、五十子竟莫能制者、國繁之力也。(八州古戰錄云、天正十八年、小田原陣の時、新田の母堂は、館林山の陣所へ來り、秀吉公へ謁見を遂らる、殿下大に感ぜられ、子息金山、館林の兩人、小田原に籠る處に、替人の身として、殊更今度、松井田表にても働の事、神妙の至なり、且は先年兩息を小田原に押籠しけるも、母堂城主として北條家の圍を受、金山桐生を相拘たるの由、依て開攻速なり、旨、當時の隙を明け、捕首の沙汰あるべしとなり、氏政生害の後、信濃守國繁、但馬守顯長、共に淺川相模守同道、兩共に退散し、桐生の城に引籠り、殿下へ哀を乞ひける故、許容なくして、金山、足利、桐生、小俣共に沒收せられたり、但し母堂は後に異なる恩有し褒賞として、成繁入道宗得の三男、渡瀬左衛門佐繁詮に遠州横須賀三萬石を宛行はれ、舍兄國繁と同年卒す二月、常陸國河内郡牛久に於て、五千石の食邑を賜りけり、○古文書に、新田氏、岩松家純の居る所とする者あり、館林と此金山を領有したればにやあらん

ぬまた　さな田源三郎居城　羽柴伊豆太夫
みのわ　井伊侍從居城　あさの左京太夫
まへはし　平岩七介居城　あさの左京太夫
につた　榊原式部大輔居城　日間野なりへ

右草津御湯治之間、堀々請取、御普請可仕候也

文祿四年正月三日(朱印)

新田神社(ニツタ)　今新田山の絕頂に在り、太田市街の北三十町許。明治六年創建、新田左中將義貞朝臣を主祭する所とす、同廷特旨あり、別格官幣に列せしめらる。

燒山(ヤケ)　金山の東南なる獨立の別峯にて、太田驛より足利驛に至る路邊に在り。○太平記云、翌日には南條、矢場兄弟下知して、南方の軍勢追拂も、燒山の南の堺にて討死す。

太田(オホタ)　今太田町、人口四千、新田山の南なる一驛市にして、驛街あり、前橋を去る八里、足利を去る二里、近傍に新田の町とも呼ぶべく、岩松新田氏の故城ありて、近世にも舊幕府旗本の一區たりければなり。○名跡志云、今舊事記に、新田郡の郡名に太田、石野と見ゆ、新田郡に太田、石野の村名並存す、鳥山伊賀三郎時成の讓状を、太田石郷領定と云ふは、此に指れるなり、太田は正木文書に多く見え、昔太田に作る、其一に、

ちうしん、につたのみしやう、かおう二ねんの、たはたさいけ等之事、

合田二百九十六町十たい　畠百町六反三十たい
在家二百八字
此内のぞく田二十四町八反
神田十六町八反　ぬきえこの宮二町
あかきの宮一町二反　ひよしの宮二町五反
八幡の宮二町六反　しら山の宮二町三反
おとの宮二町　にいけの宮五反
おしまの宮三反
田ところのきうでん八町
きたなる田二百六町二反十たい
た田の□　田三町七反　畠百反十六たい　さいけ三
う(中略)
享德四年乙亥閏四月吉日

大光院(ダイクワウ)　太田町に在り、市街の北十餘町、新田山の谷口に在り。俗に呑龍寺と稱し、境内廣く、伽藍亦壯麗也、淨土宗。慶長十六年、駿府前將軍德川家康、其祖先新田義重の舊蹟を尋ねしめ、此に一寺を置き、義重提所とす。增上寺觀智國師、專其事に與り、弟子呑龍に附與す、故に呑龍開基と云ふ、幕府朱印三百六十石を捨し、歷世官家より修理したり。

駿府記云、慶長十六年十一月九日、國師被趣新田、是御先祖新田義重、爲官往之寺東給、則於彼地新田、代々御菩提所、可有御建立、可然地形有之否、可聞召故也、土井大炊助、成瀬隼人正被相添、云云、十三日、今夜、增上寺國師、成瀬隼人、土井大炊助、從新田歸參、申云、於彼地、義重、義貞之菩提所、昔之舊跡有之、云云、依之御氣色快然。

當代記に「大御所(家康)於江戶、德川之先祖之位牌を被尋、年老の百姓申けるは、世良田の近所に、其寺の舊跡有と申間、彼を遣はし、地を掘て見せられけるに、五石佛以下を堀出す、云々」とあり、又武德大成記にも「老農夫云けるは、世良田の近き所に、古寺の跡あり、是なりと申ければ、利勝(土井)人夫を以て圍土を堀せ見けるに、瓦、石佛など堀出しける、神君大に悦び給ひ、寺を新田金山の麓に造立せしめ、大光院と號し、寺領を寄附せられ、住僧に數兵を賜ふ」とあるを見れば、古跡は今の地にあらずして、別に世良田附近にありし者の如し。○又按、正木文書、貞治年の狀中に「世良田殿え、鶴生田之事、明澄申され候、大光様御知行分、是亦同前候、此外は新田庄より外へ新恩」云々、此に大光様とは、何人の法號にや、又長樂寺には、開山塔を大光と號す、後上野志」會考ふべし。

(寺龍金)

金龍寺（キンリウジ）　太田町の北にあり、由良新田氏の開きし者とす。丘陵の南、山を負ふて直西に低丘あり、西丘には八幡宮あり、東丘には天神宮あり。其東南丘に、明治十二年、[illegible]す、即左九郎を葬る所となす。左九郎は、太田の内南一甲、細谷の人なり、其行實世に著はる。金龍寺縁起云、金龍寺は横瀬貞氏の開基にして、應永廿四年、新田義貞の遺骸を越前足羽より爰に改葬し、號して太田山金龍寺殿、眞山了悟大禪定門と云ひ、大見禪龍を延て開山となしたるものなりと傳ふ、今寺後に義貞の墓と稱するものあり、就きて見るに、數十基の墓碑累々たり、其中には永正、文祿、天文等の古きものあり。○金龍寺は、慶長年中、常陸牛久城へ、横瀬國繁の移るや、彼地若柴村にも、同名の一寺を建てたり。若柴金龍寺の傳に慶長九年、横瀬國繁が[illegible]を招きて開きたる者といふ。

また、宗長紀行に「永正六年八月の比、新田の庄に、大澤下總守宿所にして、草津湯治のまかなひ[illegible]に、六七日に及ひぬ、靜喜にて又連歌あり、

住こゝもきりやふきはす伊香保風、

萬光寺とて、高野にも院家あり、門前めぐり、深山の様に植木し流して、此の頃新造なり、

雲きりも世を經し横のはやしかな」

靜喜は岩松禮部尚純の庭號なり、岩松村にや、又は金山にや、萬光寺といふも今知れず。

飯塚（イヒヅカ）　今飯田、新井、矢島、新島等と相合せ、九合（クアヒ）村と改む。太田の南なる田郊を占め、東は邑樂郡界に至る。

飯塚は岩松文書に、寶德年中當知行分、飯塚郷、佐貫庄[illegible]押領とあるにあたる、飯田も新田庄内東方相分注文に、飯田[illegible]島山知行と見えたり。○飯島の東に、天神山と稱する一丘あり、自田の中に獨立し、其東方にも古墳性の十餘墳あり、[illegible]とす。新島に接して大字

(島古)

(島内)

内島あり、邑樂郡の郡界に臨む、又古文書に新田庄内島郷と見ゆる地とす。

新井（アラヰ）　今九合村の大字とす、太田町の南六町許、新田系圖に、義重より三代、[illegible]の次子に、[illegible]と云ふものあり、近代の[illegible]も、其の先[illegible]氏にして、荒居の庶流なりと云はれたり。[illegible]家系云、荒居掃部覺義、舊址、國人呼曰荒居御屋、今在新井村中、南北一百二十歩、東西六十歩、[illegible]高丈許、宛然猶存。

(居荒)

矢島（ヤジマ）　今飯塚、飯田等と合せ、九合村と改む。新田系圖義重より四代、政[illegible]の三男を谷島三郎信氏と云ふは、此なる在名とす。岩松文書、應永十一年、濱田郷内矢島村ともあり。

石西鄕（イセ）　和名抄、新田郡石西郷。○石西は上調下音、伊世と讀むべし、石瀬川の村名の遺るに徴すれば、新田郡の南にして、澤野郷の東とす、即今の九合村、澤野村、寶泉村などに渉る者なり。

岩瀬川（イハセ）　今澤野村の大字とす、矢島の西にして、牛澤の北なり。應永二年注文に「いわせかはの郷」又岩松當知行分の中には、岩瀬河郷と見ゆ。太田、島山の北より降下する溝瀆の名に、岩瀬川と云へるが、村名にも立てるなれど、其水名は、即郷名石西と相因れる者也。

濱田（ハマダ）　今澤野村の中に、下濱田の大字あり。岩松文書によれば、郷名にも呼び、應永二年注文には、はまたの郷田廿一町云々とあり、寺領田分注文には、濱田郷今開寺領とあり、岩松當知行分の中には「濱田郷、彼郷内新橋并分」と載す。

新田御庄内濱田郷内、在家六間之事、[illegible]、波給候畢入存候、然間、親類一人、御内江進置候、以此旨、可預御披露、恐々謹言、

康正三年六月廿九日　　沼石衛門尉宗貞

進上　富嶋和泉守殿

此等證、富嶋共に[illegible]、濱田の内南二里餘、僅に[illegible]、[illegible]之庭、今[illegible]、不審之[illegible]宣之候」云々、又富嶋[illegible]等への狀もあり、兩家共に當[illegible]。

細谷（ホツヤ）　今澤野村の大字にして、濱田の西、由良の南とす。系圖、又太田義政の子に、細谷[illegible]など見ゆるは、[illegible]に因る、[illegible]、細谷八、高山彦九郎（名は正之、字は仲繩と云ふ）は、[illegible]一介の身を以て、尊王の大義を[illegible]して、海内を遊歷したり、其精神氣節、識者に欽異せらる。

牛澤（ウシサハ）　今岩瀬川、細谷、[illegible]、高林等と相合せ、澤野村と改む。太田の南微西一里。寶德二年注進に、東牛澤郷、西牛澤郷と云ひ、應永十一年注文、西牛澤村、東牛澤村、米澤村と載せたり、米澤は今に其名のこる。

(澤富)

(牛澤に銚子塚と稱ふる古墳あり)

富澤（トミサハ）　今澤野村の大字にして、牛澤と田島の間の部落を云ふ。

寄附　長樂寺普光庵

上野國新田庄、徳河内、畠三町四段、在家三宇、（矢野肥後三郎左衛門尉[illegible]知行分）、[illegible]了見知行分）、柳澤[illegible]西谷内、田九段、畠七段、在家一宇、（[illegible]知行分）上今居内、田武町九十歩、畠壹町七段、在家四宇、（[illegible]尾兵衛三郎女子尼了心知行分）中今居内、畠壹町九段、（[illegible]知行分）村田内、田[illegible]、（[illegible]知行分）田中郷内、田武町[illegible]、（大舘[illegible]衛門尉[illegible]了覺知行分）同郷内田九段、（田中六郎三郎經氏知行分）小角田村内、田[illegible]知行分）上場口、[illegible]内田武町九段、在家九宇、（[illegible]左衛門太郎入道[illegible]知行分）小野[illegible]内、[illegible]村、田[illegible]町、在家[illegible]宇、（[illegible]知行分）[illegible]

井下大塚、田壹町、島三丁、在家三宇、（尼慈心知行分）
北笠島内、田三段（小野子彌五郎入道尊性知行分）事、
有爲當座領所寄附也者、寺家可致沙汰之狀如件、
　　文和二年三月十九日　　正二位源朝臣（花押、尊氏）

高林タカハヤシ　今澤野村の大字にして、牛澤の東に隣る、南は利根川の巨流に臨み、地勢稍高くして、丘背を見るべし。岩松文書、嘉慶注進、たかはやしの鄕を收めたり。里見九代記系圖に、新田義重の嫡子を、高林太郎義俊といひ、其子を里見伊賀守義成とす。義俊は大新田と呼ばれ、舍弟義兼の小新田に相對したり。

古戸フット　今牛澤、高林等に合せ、澤野村へ入る、高林の東南に隣り、利根川に臨む、太田の南凡一里半、武州妻沼村に至る渡津にして、古書に長井ナガヰ渡と云ふも是なり。

如前、足利御下向、雖被仰候、自方々如注進者、御敵可致事佐貫太田南庄由、其聞候、然者[illegible]古戸渡候者、自然可爲其方闘由、聞召候、急如元、佐貫庄可被警固候、仍佐野、舞木、出井、蓮沼、同被仰付候、巨細□久首事可後申候、恐々謹言、
　　享德五正月廿一日　　成氏
　　　　岩松左京大夫殿（正木文書）

源平盛衰記云、武藏と上野との境に、利根と云ふ大河あり、昔積々と足利と申塞くて、度々合戰しけるに、足利より上野の新田入道を語ひて、搦手に[illegible]、大手は古河杉（一本古河杉）の渡をしけり、搦手は長井の渡と定めたりける程に、秩父に舟を破られて、新田入道（大炊助義重法名上西）申けるは、人に讓まれて搦手に向ながら、船なしとて暫も此にやすらふならば、大手軍に負なんず、去ば永く弓矢の道に明るべし、縦へ[illegible]を筏の代りとなす共、名を此川に流さんとて、長井の渡を處にけり、伴ふ者共、一門には小野寺禪師太郎、戶屋

（二本木）

子七郎、佐貫四郎、云々。

按ずるに、古戰錄「永祿四年三月、輝虎入道は、太田三樂齋を先陣として、利根川二本木ニホンギの渡りに打寄み、貴正に命して、舟橋を架けしめ、兵衆を渡分、小田助五郎が騎馬の[illegible]地へ押向ふ」（松都夜話に、二品木の渡より、山根城へ押向ふ云々とあり）「永祿九年の秋、閏八月上旬、[illegible]田入道も舘林へ出張、五料二本木、和田筋より軍を三隊に分て、館林、佐野、足利邊へ亂入」云々とある二本木渡とは何地にや、蓋し此古戶、長井の渡津たるべし。

　　着到　下野國小野寺八郎右衞門尉通道
　右於武藏國長井渡、十九日馳參候畢、仍着到如件、
　　建武二年八月廿日　　承了（花押）〔古河志〕

邑　樂　郡

邑樂オフタ**郡**オハラキ　新田、山田二郡の東にして、上野の一州に於て、東方の隅とす、[illegible]渡良瀬川[illegible]、[illegible]利根川其東北[illegible]西[illegible]を限り、[illegible]方里、人口八萬、二十二町村に分ち、館林に治む。本篇は[illegible]の東南[illegible]の地、高古河ムカヒカの[illegible]、[illegible]管内より[illegible]して、[illegible]の下に[illegible]す

邑樂は和名抄、[illegible]護景雲三年、上野國邑樂郡人、外大初位上、小長谷部宇麻呂、賜姓大伴部とあるを始見とす）[illegible]を知らず、[illegible]上野名蹟志に「[illegible]し、上古は大海なりしも知るべからず、されば大海の義か」とあるは附會の[illegible]のみ。[illegible]抄に、上野國内宮邑[illegible]十六丁と載す、今[illegible]村の地何處たるを知らず。[illegible]地[illegible]上千石、[illegible]の[illegible]に、[illegible]城主の[illegible]に[illegible]れるならん。（[illegible]云、邑樂、色々[illegible]抄、拾芥抄、訓於保安[illegible]、日本[illegible]、享保郡名附、訓於布[illegible]、昭代[illegible]此常陸茨城郡、訓[illegible]、今呼伊[illegible]、下總茨城鄕、作小原子村、伊豆茨城鄕、作原木村、邑樂亦與茨城通、亦茨木造所居耶、按朝野群載、長和四年、上野國移、有邑樂郡[illegible]フチサキ莊、未審其地。

（藤埼）

長柄ナガラ**鄕**　和名抄、邑樂郡長柄鄕。○今小泉、中野、狸塚、赤岩、三杯等郡の西南の諸村にあたる、盡處に長柄ナカラ村を置くにて、之を知るべし。本國神名帳に、邑樂郡正三位長柄明神を載せ、今郡の西方の諸村、之を祭るもの數[illegible]ありて、瀨戸井の明神を本宮とす。姓氏錄に、長柄首あれば、彼姓氏に因む所ある歟、詳ならず。

古海フルミ　今借石、吉田、寄木戸ヨリキド、古氷、坂田等と相合せ、大川村と改む。小泉の西南にして、新田郡矢島、古戸と相隣り、利根川其南を流る、館林を去る三里。[illegible]新田[illegible]に、[illegible]名大夫[illegible]行の子、佐貫四郎大夫成綱の子な、古海太郎廣光と呼び、（尊卑分脈、古野入道、[illegible]は海字を誤るのみ）佐貫、寄木戸と旗を一にす。寄木戸は、古海と古戸との間に其名存す。古海高德寺に、[illegible]見三郎[illegible]の事を[illegible]くは、妄誕に屬す。

（寄木戸）

古氷フルゴホリ　今大川村の大字なれど、古海の西北一里、新田郡界に臨みたり。此邊坂田、小泉、吉田、古海いづれも長員明神を祭る。古氷とは古郡の義にて、郡家の在所かと思惟せらるるに、地[illegible]相合はず、疑ふべし。

吉田コウダ　今大川村の大字とす。（[illegible]入[illegible]古戰錄云、天正十二[illegible]月十八日、北條氏[illegible]以下の[illegible]勢、既に新田領の古戸

[illegible]を越え、川上在中瀬、小島、川上及小泉、吉田原、
赤岩まで野陣を取、大篝を焼、川を後にあて控へたり。

小泉（コイヅミ）

(築北地)(小泉城址)

今小泉村と云ふ、邑楽西方の大邑にして、稍市坊の形を成す。館林の西二里、大川の東南一里半、山田郡界の[illegible]、此地を[illegible]といへり。
小泉城址は村の北方にして、方四町許、[illegible]として遺れり、城中に[illegible]神社あり、又其北に[illegible]寺あり、古城主冨岡氏の[illegible]なり、冨岡は小山[illegible]氏の一族歟。○関八州古戦録云、天文廿一年、上杉憲政、利根河原へ押出られ[illegible]、[illegible]入道[illegible]、冨岡六郎四郎重直、[illegible]入道[illegible]、同[illegible]五郎[illegible]、佐野周防守昌綱、長尾山城守[illegible]、[illegible]、[illegible]各一方の手當を致けあ。又云、永禄[ ]年、邑楽の郡小泉の城主、冨岡主税助重朝は、小山下野守高朝の子にて、秀綱實の弟たる故、兄の急難を見るに忍びず、扱を入て和議をなし、人質として秀綱の息、小山[illegible]を冨岡へ渡し、関を解しむ。○深谷記に、足利は長尾様、小泉は冨岡[illegible]と云へり、冨岡は長尾の旗下とし、天正十八年に亡びたりと知るべし。[illegible]村[illegible]に、[illegible]八郎[illegible]の子[illegible]冨岡氏の[illegible]とし、六郎四郎秀光―秀信―秀親―秀高―秀朝など挙げたり、信否知れず。
松陰私語に、左貫庄の岡山原（ヲカヤマ）といへるも、小泉赤岩の邊にや、「先年[illegible]陣[illegible]、公方足利庄[illegible]、八千餘騎、大手揚子[illegible]、上杉[illegible]、大[illegible]八幡河原、揚子[illegible]岡山原、大手[illegible]間二十五里也」。(文明四年)

石打（イシウチ）

今[illegible]川、[illegible]と相合せ、[illegible]村と改む、小泉の東北にして、山田郡界に臨み、矢場川の右岸とす、高林、太田の[illegible]と[illegible]、[illegible]の[illegible]にあり。
今[illegible]に[illegible]、[illegible]之内、[illegible]、篠塚郷之内、拾貫文之地、石打郷之内、拾貫文之所、[illegible]之後、此上[illegible]貫[illegible]、於何事も[illegible]沙汰、可走[illegible]候、仍如件、

永禄六年十月廿四日　　景長(花押)
北爪　新八殿　(上野[illegible]記)

多多良沼（タタラ）

(中野)(可保夜沼)

館林と小泉の間なる沼澤にして、其水は北向して矢場川（古の渡瀬川）へ排出す。近世まで、涸きて田圃と為れり焉、[illegible]高約二十米[illegible]以下の湖面は、昔往時の[illegible]内なるべし、[illegible]、篠塚の地まで浸潤す。
多多良沼の西邊を中野（ナカノ）村とし、東邊の成島、木戸等は今多々良村と改む。○或は云ふ、萬葉に見ゆる伊奈良沼、可保夜（カホヤ）沼は、其[illegible]の[illegible]地ならんと、されどいづれと指して、定むる所を知らず。
可美[illegible]伊奈良の[illegible]のおほゐくさよそにみしよは
いまこそまされ、（萬葉集上野國歌）可美都氣努可保夜
が沼のいはゐつら引かばぬれつつあをなたえそれ、

篠塚（シノツカ）

(篠塚)

今[illegible]、[illegible]と相合せ、[illegible]村と改む、中野の南にして、[illegible]の間なる[illegible]古[illegible]、長[illegible]あり、[illegible]とす。[illegible]、[illegible]の[illegible]村と相渉るを避けたる者とす。
上野名跡志云、篠塚村、邑楽郡には名高き篠塚伊賀の舊里とぞ、太平記に、伊賀守が名乘れる詞に「畠山庄司次郎重忠六代の孫、武蔵の國に生長して」云々とあり、さらば斯にはあらで、武蔵なるべけれど、[illegible]に[illegible]の地名聞かず、畠山の末と云ふより、武蔵とかけるなるべし、[illegible]篠塚村にも篠塚明神の祠ありて、伊賀守の手玉石と云ふ大石あり、[illegible]ふべし。

赤岩（アカイハ）

今舞木と相合せ、永楽（ナガラ）村と改む、小泉の南微東一里半、古海の東に並び、利根川に瀕る、大[illegible]高約二十五米[illegible]、[illegible]を以て水[illegible]、甲午夜話、天明三年に、浅間山の[illegible]、利根川[illegible]へ押出したる[illegible]某を記せる一條あり、日く、
邑楽郡赤岩村[illegible]、利根川筋に[illegible]、七月八日、暮八半時頃、利根川黒濁相増、人家の崩と相見、大材木[illegible]小道具[illegible]、[illegible]相知不申候、川水湯の如にて、魚[illegible]に[illegible]に[illegible]申候、翌九日には利根川大[illegible]候て、[illegible]下り[illegible]、中々動き不申候、[illegible]八[illegible]當[illegible]水[illegible]に相成、[illegible]吉村[illegible]、泥の上に[illegible]り、利根川押埋申候。

(光恩寺)

赤岩光恩寺（クワウオンジ）、傍に一丘あり、古墳にあらずやと云ふ、此寺地方の名刹なり。館林盛衰記云、其北赤岩を、法印[illegible]と申て、光恩寺に[illegible]。○地理志料云、赤岩郷、[illegible]色、見[illegible]、有光恩寺、[illegible]所[illegible]、大同四年、[illegible]二十三年、[illegible]。○新福寺は、[illegible]法[illegible]寺と改る、[illegible]文中、[illegible]を立て、大[illegible]して、[illegible]名遠く聞せたり、[illegible]あり、[illegible]瀧山へ移り、[illegible]せらる、乃[illegible]與せられて、[illegible]の法脉を存せしめらる、[illegible]は法師町の北、佐野口に在り。

(新福寺)

舞木（マヒキ）

今永楽村の大字とす、赤岩と田宅[illegible]して、其西に[illegible]、即佐貫庄司の故墟にして、佐貫氏、又舞木氏を稱したり。○鎌倉大草紙云、永享十二年正月十一日、一色伊豫守、鎌倉を落て[illegible]す、長尾[illegible]、太田備中守[illegible]として、相州今泉の館へ押寄ければ、國内通計して、行方知らず落にけり、依之同類なればとて、[illegible]方へたばかりよせて、管領へ出仕を致し、本領安堵可然と云ければ、持國誠と心得て、太刀一腰、馬一疋用意して、正月廿二日、

尾張守が宿所へ行ける所に、器用の兵共五十人物具させ、籠に是を隱し置、亭主出合酒をすゝめ、時分を見て前後より出合、持廣を討けり、持廣の寄騎の侍に、赤井若狹守、腰刀計にて切て入る、尾張守の郎等餘多討取、終に討死しけり。

舘林盛衰記云、佐貫の城は、往古赤岩郷の北に在り、藤原の末葉にて、大織冠五代の孫、將軍小黑麿呂、寳龜十四己未年、諸國巡檢の勅使として、上野國佐貫庄に入御、ときに中島主膳太郎の息女、富姫を愛して、男子を産む、小黑麿呂歸洛の後、母方の祖父之を養育し、成長の後は近邊を隨へて、佐貫太郎貢綱と名乘、其子次郎太郎胤綱、始て赤岩に築城して住給ふ、其子を左衛門太郎俊綱と云、坂上俊仁公、東夷追討のとき、同綱館に着御、俊之諱の字を給り畢、其子を彈正貞綱と號る事、清和天皇の御宇に、佐貫の庄領等、彈正一位長貞大同御在世にて、上野、常陸、上總三箇國の國司にて渡らせ給へば、諱貞の字を給畢

瀬戸井（セトヰ）

（中森）

今舞木、赤岩、中森（ナカモリ）等と相合せ、富永村（トミナガ）と改む、赤岩の東、佐貫の西にして、外に利根の大江を控さ、内に大輪沼の澤田を包み、中森と瀬戸井と、川俣渡との中間なり。○名跡志云、秀郷六代の孫、足利太郎家行の二男、成綱、其子成光は古海太郎と號し、初て古海に居す、其子重光は上野の守護たり、重光の子廣綱、其子廣家、並に古海太郎、云々、廣家の弟瀬戸井五郎、承久の亂に戰死す。

長良神社（ナガラ）

瀬戸井に在り、境内老樹蒼黑、遠望山の如し、本國帳、邑樂郡正三位長柄明神是也。○新編武藏風土記云、埼玉郡川俣村の鎭守、長良明神、相傳ふ、元上野國邑樂郡瀬戸井村にありしが、天正三年、利根川洪水の時、當所の岸へ流れ來りし故、土人取上て社を造りしと、俗說、祭神は長良親王の山にて、東帶の坐像なり、今按に、俗和名抄、邑樂郡の郷名に、長柄あり、是地名を以て神號とせるならん。（舞木を參考すべし）

大輪沼（オホワ）

佐貫村の西北にして、中森の北なる低窪を云ふ、今は大略開きて田と爲せど、汙下にして水腐の患多し、其大地標高は約二十米突以下とす。澤中の廢水は、合湊して矢田川と稱し、東へ下る、澤田は貞享二年開拓、凡百三十町。

三林（ミハヤシ）

今野邊、入谷と相合せ、三野谷（ミノヤ）村と改む、大輪澤田の北邊の民家を云ふ。大輪沼を、或は三林沼と呼ぶは、これがためなり。上野志に、古海系圖を引き、古海太郎重光の子、又太郎重光、其子左衛門大夫廣綱、其子廣家、廣家の弟に大輪八郎時秀、三林十郎[illegible]ありと云へり。

佐貫（サヌキ）

（左貫）

又左貫に作り、舊庄名なり、今大佐貫、大輪、須賀、川俣、矢島等を合せ、佐貫村と云ふ、館林の南二里、利根川に縁れり。

名跡志云、文明十八年、回國雜記に、利根川を渡り、左貫庄舘林の方へ赴ける由を載す、今も大佐貫村あり、吾妻鏡、文治五年、奥州泰衡征伐の條に「上野國高山、小林、大胡、左貫等之住人」云云、また左貫四郎大夫廣綱見ゆ、廣綱の息、時綱は大方にて、佐貫太郎、同四郎、大串三郎、此三人、天下に聞えしと、其頃の武士に侍りとぞ、武家系圖にては、藤原秀郷より三代重光の孫、瀬名大夫義行、二男左貫六郎行房、其子四郎太夫成綱、其子七郎成光、其子又太郎實光、其子四郎大夫重光、其子四郎大夫右衛門尉時綱と見ゆ。（按、佐貫庄は小山文書、正平七年のものに見え、又正木岩松文書、貞治三年沙汰付狀には、佐貫駿河守を奉行人とす、地方有勢の家ならんが、詳ならず、舞木持廣に至り、總領滅亡したるにや、舞木の條参考せよ、又館林盛衰記に、佐貫宗系の異說あり。）

讓渡所領之事

上野國さぬきの庄、うなはの郷、たての村、在家仁間、はたけ貳町貳反、あら田貳町、相傳之所領たる間、松犬丸御せん、永代ゆつりたてまつるところ實なり、一所羽繼の郷内、田町、小屋七在家、田五反、かの所は一期分たるべし、其後は惣領六郎がはからひたるべし、（下略）

明德貳年乙未七月二日　藤原氏女（正木岩松文書）

川俣（カハマタ）

今佐貫村の大字にして、利根川を挾し、武州埼玉郡の川俣、新郷への渡津とす。東京より館林を經て、足利に達すべき鐵道は、已に南岸の川俣に來るも、河北の造修未だ成らず。○按、川俣、須賀の地名は、河北河南相對して並存す、一地名の二分したるにもあらじ、河南には、現河流の外に、往昔一派の南下する者ありて、川俣の名は起れりと云ふが、河北にも大輪と須賀の間より、東北へ流れて、矢田川へ合せし一分派ありし痕跡、明白なり。

川俣は江戸幕府の時、關柵を置きて、其江津を扼守せる所にして、川俣御關所と稱し、忍藩を以て衛戍に充てられたり、又上利根筋の水運は、此地を大埠頭とし、中田へ六里、東京へ三十六里、近年は日夜定期の小汽船を以て、川俣東京（兩國橋）の間を上下せしむ、河床標高約二十米突とす。○鎌倉大草紙、結城分捕交名の中に「舞木家人、河俣首、細戸織部亟取之」とあるは、此邑人に係る。館林城主記に、慶長二酉年、川俣村堤出來すと載す。

梅原（ウメハラ）

（中谷）

今大島、新里、中谷（ナカヤ）等と相合せ梅島村と改む、佐貫村の東に隣る、古の佐貫庄内なるべし。館林盛衰記に天正十年、梅原光明寺の衆徒が、杉の渡津を守る由を載す。○後上野志云、元慶の北、梅原九郎次郎時信といふもあり、佐貫氏の人なり、眞田山長樂寺の舊記に見ゆ。○邑樂郡村誌云、中谷の吾妻森は、茶臼山とも呼び、一丘古墳に似たり。

青柳（アヲヤギ）

今堀工（ホリク）、近藤、小桑原等と相合せ、六郷村と改む、

佐貫の北にして、館林の南なり。青柳は、文明十八年回國[illegible]に青柳見えたり。名勝志に、青柳は赤井山城守[illegible]住せる地なりしが、永治年中、館林へ移り、青柳の館廢す、云々。

館林[illegible]記に、佐貫四郎大夫廣綱、青柳と云所に築城して住給ふ、山城守[illegible]まで在住、青柳の城主なり。

近藤沼（コンドウヌマ）　青柳の西なる巨池にして、大輪沼の一支灣なるが、今に[illegible]、長十二町[illegible]、東方に溢れて矢田川へ入り、東南は[illegible]十八丈[illegible]、沼の北岸は謂ゆる近藤林にして、館林の西野なり。

茂林寺（モリンジ）（堀工）　今六郷村の大字堀工（ホリク）に在り、館林市街の南一里、[illegible]、古[illegible]の[illegible]多し。名勝志云、茂林寺は、應永三十三年、大林正通和尚之を開く、和尚常に[illegible]名山下一個に遊ぶ、名を守鶴と稱す、和尚に隨侍せん事を懇望す、則許して伴ない還り、守鶴の指圖によりて、更に寺境の地を[illegible]たり、是即今の茂林寺なり、長角に[illegible]あり、[illegible]、乃憂に寺を立つ、其後大衆雲集して、千人に及べり、守鶴[illegible]して寺務を司らしむ、[illegible]、大衆に給するに、茶鑵汲めども盡くるなし、久しくして後一日、守鶴會囊[illegible]したり、和尚用事ありて、守鶴を呼べども應なきに依り、其房に至りて見るに、化して狐となりて臥たり、和尚[illegible]て、言はずして方丈に反る、守鶴目覺め、其本質を形はせしを慚愧して、和尚に告げ去らんことを求む、乃その始末を演說して退く、其提携する所の茶釜、今猶在り、又寺の傍に、守鶴の宮あり、佛殿の[illegible]、

[illegible]茂林、[illegible]、[illegible]下去、

[illegible]、[illegible]、[illegible]、

池田郷（イケダ）　[illegible]、邑樂郡池田郷、[illegible]太（本州那波郡にも池田郷あれど、伊介太と注す、此に伊岐太とあれば、方俗の言に從ひしもの歟、其地今詳ならず、もしくは館林の東北にて、館林の邊歟。

館林（タテバヤシ）　今館林町、人口一萬、一郡の中央にあたり、乃治所とす、[illegible]十一町。

[illegible]に、[illegible]二十三年、新田の人々、館林へ打て出[illegible]、文明十八年[illegible]記にも、館林の名見ゆ、[illegible]には、文明四年、館林城を圍むこと八十餘日と云へり、[illegible]、他に久しく聞こえし名城なり、然るに、或は享祿の築城、又弘治の移邑などあるは謬なり。○松陰私語云、文明四年、足利庄八幡宮陣之時、佐貫庄、[illegible]城、指寄陣取、[illegible]、[illegible]也、從城之地形、[illegible]三方深淵、責口一方也、長尾左衛門尉父子、[illegible]、太田[illegible]以下、武上相[illegible]、[illegible]、都合六千餘騎、東北二方谷之、西南一方、[illegible]、古河、結城、佐野、小山、下方皆以渡海夜入、爲押留彼水路、西向之陣[illegible]、其[illegible]夜中之用行止之、[illegible]中退屈、降[illegible]、自城中赤井信濃入道[illegible]官出仕、落居了、張陣八十餘日也、

館林城址（タテバヤシ）　市街の東にして、沼澤其東南を繞り、城內は數郭に分たれ、[illegible]を以て圍ふと為す、東西八町、南北五町、其郭外は即家中町にして、東西十餘町に涉る、家中の西なる町人巷も、亦壕防禦を成したり。

館林舊城記云、[illegible]元年、館林御普請、平城なり、本丸、八幡郭、南郭、二之丸、三之丸、稲荷郭、外郭の七曲輪にて、[illegible]東西七百間、南北百七十五間、城下の家數千七十餘軒、五所の木戸門には、江戸口、佐野口、太田口、小泉口、加法師口なり。

（加法師）　邑樂郡誌村料云、昔赤井但馬守時代には、外加法師より土[illegible]長寺[illegible]、町屋、六七百軒、其時今の町場は野畑にして、[illegible]町の子[illegible]寺、[illegible]町の[illegible]は以前より有りし、云々、〔館林城覺書〕天正十八年、加法師町を下外張へ移し、下外張は伴木口にて、門外より北の方、元の新[illegible]町なり、[illegible]、[illegible]町と云ふ、佐貫の町名をうつす、又佐貫の月六度の市をもうつして立つ、十九年、[illegible]より下[illegible]、[illegible]、文[illegible]二年、外郭市街[illegible]、[illegible]記云、[illegible]元年、大[illegible]と云ふ所[illegible]して、[illegible]をかまへ町小路を定め住給ふ、客ありて、我は當國[illegible]稲荷[illegible]衛門なり、我境[illegible]らせんと云ふ、たちまち白[illegible]、その[illegible]夜より、[illegible]立て[illegible]、本城、二三の丸、[illegible]、物見、[illegible]、武者溜、七重の掘、八重の[illegible]、外曲輪、町屋に至るまで、[illegible]に[illegible]なかりき。○八州古戰錄云、東上野邑樂郡、館林の城に、當時赤井但馬守[illegible]す、其先山城守[illegible]入道[illegible]は、[illegible]に、結城中務大輔氏朝に與して滅亡せる、[illegible]、赤井若狭守が[illegible]なり、[illegible]下に屬し、[illegible]の境に住して、或時は忍、深谷、本庄、小山、長沼と戰ひ、[illegible]、佐野、足利と挑み合ひて、終に後れを取らず、逆々に近境を[illegible]て、[illegible]、小泉の富[illegible]、北に[illegible]片見[illegible]、[illegible]の富田又重郎が如き、小身の給人等を被官として、[illegible]しめ[illegible]、年月を送りけるが、[illegible]年六月卒死し、今の[illegible]で、是も亦早世さてしく、前管領家へ志深かりしかば、長尾[illegible]の[illegible]より、幕下と稱し[illegible]、[illegible]に青[illegible]城地は、法[illegible]心に[illegible]せざる故、是を廢して大袋に城を築て移りけるが、是も又地の利宜しからざりし程に、いかがはせんと思案半なりし折柄に、[illegible]、不日に土木の功成て、弘治二年正月是に移れり、今の館林是引曲輪是なり、但馬入道病死して、息男文六郎幼稚なる故、毛呂[illegible]守[illegible]は、家長と云ひ[illegible]なれば、[illegible]が十五歳まで陣代を勤めしが、兎角して奪はんずる企をなし

けて僕、文六軍端に出奔して、足利の長尾修理入道景朴は縁故なれば、頼て立越て忍び居る、景朴代りて館林に移る、永祿四年なり。

名跡志云、赤井但馬守、館林の寺へ往く路に、狐の子の童のために捕はれたるを乞得て助けしに、歸路に及んで、一人の男忽然として來り拜して曰く、僕が子、公の爲めに一命を助けられ、其恩謝するなし、是より北に當りて、曹閑長者が住し跡は、吉利の地なり、是に我繩張り致し申べしとて去りしが、果して其所に尾をひきて、城郭のあとを印し附けぬ、是に依つて館林城を築くともつたふ。○館林城主記には、赤井山城守照光、享祿元年築く、天文十四年卒去、其子左衛門尉照忠、其子但馬守照康、其子文六照景とす、古戰錄に、弘治二年築城とあるは、誤れる必せり。

永祿中には、白井長尾の一族、足利城主長尾修理亮景長此に移り、越後上杉氏の部將なりしが、其子但馬守政長に至り、後北條氏に降り、政長子なく、新田金山城主由良氏の子、顯長を養ひ、家を嗣がしむ、顯長館林五萬石を領し、天正十一年、北疆を侵略し、佐野宗綱を獲、足利安蘇の諸郡を取る、天正十八年、小田原陣の時、顯長小田原城に入り、家跡廢す。德川公江戸入部にあたり、館林は榊原式部大輔康政に賜ふ、後松平式部大輔忠次、松平和泉守乘壽之に居り、寛文元年、四代公の弟宰相中將綱吉の邑と爲らる。延寶八年、綱吉將軍職に就くにより、城は廢さる[illegible]、寶永四年、松平右近將監清武、享保十三年、[illegible]中務大輔、[illegible]年松平左近將監武元、天保七年井上河内守正春轉封し、弘化二年秋元但馬守志朝六萬石、以て大政奉還に至れり。

善導寺（ゼンダウ） 館林町の西南に在り、文祿年中、白導誓願上人中興、榊原康政の菩提所とす。近世東照宮領十八石林の一に寄し、寺領百石を給れり。

館林城主記云、榊原式部大輔は、天正十八年より居城、凡十七年、慶長十一年年五月十四日卒去、法名見向、善導寺に葬る、天正十八寅年八月より、下外張の町屋、只今の町屋敷へ引移、延寶當時圖、文祿十四年、[illegible]寺開基、芳往法印也、[illegible]日の藥師堂、文[illegible]元年、當町に移り、文祿二巳年正月、城の外曲輪を[illegible]る、下外張善導寺、只今之所へ引移、大手寺にありける吉祥天神、文祿四未年、只今の所へ引移、大手之内在之觀音寺、慶長元申年、[illegible]町へ引移す、善導寺に、[illegible]の御影と稱ふる、德川家康[illegible]の御像あり、[illegible]、其人を信仰する[illegible]、此寺初め[illegible]法[illegible]に在りて、其曉上人開山、慶長四年、白導上人再興移轉

城沼（ジヤウヌマ） 館林の東なる濠[illegible]にして、東西一里、南北二三町乃至十町、北邊を當[illegible]村とし、南邊を羽附村とす[illegible]が崎は[illegible]花川と稱し[illegible]なる[illegible]、[illegible]隣本[illegible]の頃、[illegible]花を賞すべし[illegible]遺[illegible]の頃なりと云へり、其大[illegible]、[illegible]百年許の物なり、今園[illegible]

大袋（オホフクロ） [illegible]の一名とす。○[illegible]八州古戰錄云、[illegible]方は、佐野口とて、[illegible]東は[illegible]東北に[illegible]門あり、[illegible]は、是入の[illegible]にて、[illegible]の[illegible]なり、[illegible]年、小[illegible]、[illegible]より[illegible]、[illegible]、當[illegible]に見[illegible]、[illegible]行く、[illegible]日[illegible]、[illegible]信心[illegible]十八年、館林の城主、北條[illegible]等[illegible]代として、板倉の鼠下越前守、飯野の淵名上野介、大島の片見[illegible]守、小[illegible]の[illegible]、[illegible]の富[illegible]十[illegible]其下、五六千人打籠りて守り居しに、上方衆は已に五月廿五日に押寄たり、此城東南は[illegible]が崎とて、渺々たる深池を抱へ、人馬の通じ絶し地なれば、三方より攻掛れり、西の方大手は、上方衆、並に佐竹、宇都宮勢、七千餘騎、佐川田の渡を越て、佐野より押詰、大屋原の松の木林に陣を取れり、東の方下外張口、加保志口は搦手として、都合一萬九千四百餘にて、三方より相圍み、三四日を經たり、時に石田三成人數を分て、大袋山へ打入、大樹巨木を切倒して、彼沼に投込せ、在家をこぼちて足代とし道を付、既に曉天に至り、人數彼大沼へ押寄けるに、二筋まで付たりし道の材木、悉く泥中へ踏込て、中々渡すべき便もなし、寄手大きに驚き、扱は全く城兵の業には有べからず、往年此城を築始めし時、地形を指南したりし野干の變身、今以鎮守の神と崇めらると聞く、過にし永祿九年の秋、南方の軍勢當所へ押寄し砌も、斯る神變に依て圍みを解しなれば、決定合戦[illegible]御前の所爲なるべしと、申されける云々。

當郷（メロガワ） 今[illegible]谷、西谷村と相併せ、[illegible]谷村と改む、館林城址の東にて、城沼の北岸とす、善長寺あり。○名跡志云、善長寺は館林の古城主、赤井但馬守家範云、其舍兄山城守長信の爲めに建立せる者と云、長信、大永三年卒す、此寺は館林[illegible]の東北にあたり、[illegible]が崎の沼池の南岸に在り。

高根（タカネ） 今木戸、日向、[illegible]寺と相合せ多々良村と云ふ、館林の西北[illegible]にして、多々良沼の岸邊に居ればなり、館林より足利に通ずる路は、高根、木戸を經て[illegible]まで二里、館林より一里半にして足利なり、太田に達く通路は、高根より西に進む。

[illegible]八州古戰錄云、天正十二年、館林城には高根、川俣、[illegible]志、小[illegible]等を[illegible]して、[illegible]木、坑塹を設け、小曾原[illegible]を[illegible]けるに、光西寺原へ[illegible]

[illegible]島

[illegible]、小曾根の地名存す）今多々良の管内なれど、館林町の西に離れたる孤村にして、多々良沼と、近藤沼の間なる林藪を占む。○藩[illegible]云、大谷休伯は、關東管領上杉氏の臣なりしが、天文[illegible]、壬[illegible]年の中にも、[illegible]の事に用ゐ、遂に上毛邑樂郡高島村に住居し、[illegible]、五百餘町の[illegible]、六十餘町の田園を開く、其地を今[illegible]大谷原と稱し、[illegible]を休泊[illegible]と云ふ。○館林城[illegible]記云、近藤林、大谷原の[illegible]、[illegible]國未年正月より、大谷休伯と申者、當奉行、未年より酉年迄、三年植立る。

（大谷原）

[illegible]國、大谷休泊紀功碑云、休伯者族籍郷貫、無記傳可徵、只謂、天文中、上杉憲政居平井城、休泊事之、憲[illegible]、[illegible]、[illegible]接[illegible]、且便灌漑、於是[illegible]、又[illegible]、[illegible]元年、[illegible]二十年、[illegible]、今邑樂郡大谷林是也、其天文永祿間、天下擾亂、群雄割據、使休伯竭力於[illegible]、[illegible]、乃命後取此、[illegible]見者、[illegible]、所謂大谷原、[illegible]、其[illegible]休伯[illegible]、引渡瀨川、[illegible]、[illegible]數十村、[illegible]稻其利焉。

（休泊堀）

矢場川

渡瀨川の一支にして、山田郡只上に分派して、南に下り、多々良沼の邊に至り、屈折して東微北に向ひ、邑樂郡早川田と、足利郡高橋の間にて渡瀨へ復歸す、長五里、此一派は昔渡瀨の幹河なりしが、何の頃よりか、本支大小を錯倒す、而も國郡界の、猶此水脈に由れば、其舊を失はざるなり。

早川田

渡瀨川に臨む、又佐川田に作る、今傍示塚、足次等と相合せ渡瀨村と改む、館林の北にして、矢場川、渡瀨川相會ひ、[illegible]、[illegible]との實境とす。傍示塚とは、傍示塚の謂にして、古國郡界の傍示の在りし地なるべく、此には梁田、邑樂の界也。大草紙、永享十二年、梁田、田中、佐野、高階、傍士[illegible]、[illegible]とある傍士塚は、此傍示塚にて、高階も、足利郡の高橋にあらずや。館林城主記云、慶長二酉の年、早川田村の堤出來す、佐野より早川田迄は、一面の沼にてありしを、新道出來す、此時迄佐野海道は、[illegible]にて、[illegible]通、上早川田通なりき。○佐川田喜六昌俊は、高階備長の末葉なり（大系圖に、高階[illegible]、足利庄司、[illegible]とあり）昌俊もと佐野氏に從へけるが、後永井右近大夫直勝（淀城主）に勤仕、晩年に致仕して遁世し、山城國[illegible]里に庵を結びて、默々庵と號す、世に聞えたる歌人にて、寛永廿年沒、六十五歲。〔下野國志〕

（佐川田）（傍示塚）

館林より佐野（安蘇郡）に至らんには、下早川田にて渡瀨川を[illegible]、相距る二里。早川田の東西、[illegible]、[illegible]、足尾[illegible]の[illegible]、[illegible]、利根川より渡瀨を[illegible]る汽船に、早川田に達す、中田へ七里。

大島

今大島村と云ふ、早川田の東にて、當郷の北なり。此邊は田圃標高二十米突以下とす、渡瀨の河床に比すれば往々低下の地ありと云ふ。大島、早川田の一帶は、寬文中まで下野梁田郡の管内にて、大島郷とも稱へたりと云ふ。

西太郷

和名抄、邑樂郡西太郷、訓比支太。○今詳ならず、もしくは郡の東北にて、細谷、板倉、[illegible]などの地域の一說に、低田の義なれば、[illegible]に采ると云へど、低田てふ氏號もあれば、いづれと定め難し。

[illegible]云、姓氏錄、大和國神別、[illegible]。[illegible]は[illegible]に同じ、[illegible]、[illegible]人[illegible]ならん。○[illegible]云、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]。四[illegible]、[illegible]西村。

除川

今[illegible]谷、西[illegible]等と相合せ、西谷田村と改む、當郷[illegible]、大島の東にして、板倉沼の北、他の二方は渡瀨川環流し、下野安蘇郡、都賀郡と相限る。除川は館林の東北二里餘、渡瀨川を隔てて、都賀郡[illegible]町を望む。

離

今西谷田村の大字にて、渡瀨川に倚る。館林[illegible]記云、天正十年六月、館林の軍[illegible]、大手は小泉と[illegible]、大將は富岡父子に、二階堂左衛門、飯野は[illegible]、大島は片見[illegible]、早川田は大畑治部父子、[illegible]三人、杉の[illegible]は小[illegible]上野介、[illegible]、少々相[illegible]、足利[illegible]、自石[illegible]城足利に不動[illegible]、何れも攻口を堅め、[illegible]にかまへける、[illegible]小六郎、[illegible]、袋には青山[illegible]二郎、[illegible]、[illegible]城に小曾根[illegible]、[illegible]を[illegible]かれ、小田原勢の寄來るを待たりけり。

板倉沼

本郡東方の汙澤にして、方二十町許、溢水は南に下り、矢田川に入り、東流して渡瀨川へ入る。

沼の西邊は即板倉村なり、今岩田、細谷と相合せ伊奈良村と改む、板倉の沼を、萬葉なる伊奈良の沼に擬して、古名を取れるなり（多々良沼を比すべし）其說に、伊奈良を伊奈に訛り、更に轉ずと

あふことも伊奈良の沼のおほゐ草よそにや[illegible]人[illegible]づとも、〔夫木〕

（板倉）　（伊奈良）

雷電神社

板倉沼の西畔に在り、[illegible]。

地方の名前とす、本國帳、邑樂郡從四位上火雷明神即是なり。和漢三才圖會に、上野國雷電山の麓の池に、小雨の日暮毎に、龍灯あらはれて松樹にのぼると云へるも、此祠頭の事とす。

海老瀬（エビセ）

今海老瀬村と云ふ、板倉の東渡瀬川との間なる澤中の一村なり。又矢田川は其南を流れ、渡瀬川へ入るを以て、常水に闘乘せらる、館林を去る三里半。

武成氏誅罰、度々成遣内書等事、去年於武州太田莊、父教房討死之刻、紛失之由、被聞食之訖、彌親類被官人、各可抽忠功也、

月日(寬正元年)　御判

上杉三郎殿(御内書案)

今按、上杉系圖に「中務少輔教房、於野州海老瀬討死其子曰政藤」すなはち是なり、太田莊は利根川の南なれど、此地へかけての戰役なりしならん。

羽附（ハネツク・ハナツク）

今赤生田（アカフダ）と相合せ、赤羽村と改む、板倉の西、城沼の南邊なる郊野にして、矢田川の北なり。村西に普濟寺と稱する道場あり、館林へ一里。

羽附は古書に羽繼、又羽續（ハチツク）に作る、羽繼原合戰に當るべく永享記に見えたれど、位置に疑あり。永享記に、岡部の羽繼原と云ひ、武州の地かとも思混せられし故に、武州の未詳地の下にも係けしが、御内書案に據り、邑樂郡の羽附たるを確知するを以て、此に訂正す。

大草紙、寶德三年成氏狀に「上杉右京亮憲忠が被官人、長尾、羽續、小幡、小宮山以下」云々、また應永二十三年亂に「上杉憲忠、相伴ふ兵には、長尾出雲守、大石源左衛門尉、羽續修理大夫、舍弟□四郎、安保豐後守、權助五郎、長井藤内左衛門、其外木戸、寺尾、白倉、加治、金子、金內を初として、宗徒の兵七百餘騎討れけり」云々、されば在名を唱へし一家もあり。

永享後記云、康正元年十月十七日、八ヶ國の軍兵を催し、武州瀧山の城主、大石源左衛門を先かけの大將として、岡部の羽繼（ハネツク）原に陣を取、御所方にも木戸、一色を初め、結城、筑波、二階堂、高、相馬、山名、佐野、千葉介、小山小四郎加勢しければ、原、高城ことごとく馳加り、魚鱗に陣を張たりし、鎌倉勢三方より押寄、荒手を入かへ〳〵責ければ、御所かたにむねとゝたのみ給ふ野田、簗田討死し、成氏も御手をおひたまへば、一陣破れて、殘黨不全、こと〴〵くうちまけ引返す所に、千葉介、大須賀大夫、荒手になりて、佐々木、本郷、足達、本庄要にて討死しける程に、管領方二度めの戰に討負、相引にこそ引にける、羽繼原の一戰是也。

御内書案に、長祿三年十月、上州羽繼原合戰と載す、而も又正木岩松文書に據れば、十一月十五日の合戰と爲す、月日に小異あり、岩松文書を以て其實を得る者と爲す。然らば、永享後記に、康正元年、岡部原合戰と、羽繼原役を混合せるは、謬り必せり。岩松文書に、享德五年九月、岡部合戰とも、武州岡部合戰とも、その證あれば、永享後記の混淆は訂正を要す

今度於羽繼原、捨身命、及合戰候條、神妙、彌可被勵忠功之狀、如件、

長祿三年十一月廿四日　政知(堀越公方)

新田左京大夫殿

去月十五日、於上州佐貫莊羽繼原、合戰之時、被疵之旨、山田治部少輔注進到來、尤神妙、彌可被抽軍功之由、所被仰下候也、仍執達如件、

長祿三年十二月廿六日　右京大夫(判)

新田宮内少輔殿

普濟寺（フサイ）

羽附に在り、境内六千坪、曹洞宗の一名藍なり。天正十九年、住持花翁、德川公に謁し、大寶寺百石の寺田を安堵し、其舊文書は御朱印と稱したり、開創の由來不詳。

八田鄕（ヤタ）

和名抄、邑樂郡八田鄕、訓也太。○今矢田川の邊にして、佐貫、青柳、羽附、赤生田、千津井、飯野などに涉りしならん。本國帳、邑樂郡從三位八田明神ともあれど、此祠字今知れず。

矢田川（ヤダ）

又谷田（ヤダ）川に作る、大輪沼、近藤沼の餘水東に流れ、即矢田川の名あり、長四里、末は板倉沼の水を合せ、古利根の一派と共に、渡瀬川へ入る。和名抄八田の鄕名は、今僅に此水流に遺る。

千津井（センツ）

今江口、田島、江黑、斗合田（トガフダ）と相合せ、千江田村と改む。佐貫の東一里、利根川を前にし矢田川を背にす、利根の對岸は武州埼玉郡村君村とす。

飯野（イヒノ）

今五箇（ゴカ）、島村等と相合せ、大箇野（オホカノ）村と改む、千津井の東一里、五箇は更に飯野の東一里とす。矢田川と利根川の間なる狹地にして、向古河村と一溝を以て相分つ。

五箇は空閑の訛にして、諸州郡に從閑、古賀など云ふものと原義を同くすべし。されど此地の東に許我の渡、古河の城あるより、其語は相同しと雖、出典を異にす、明に分別するを要す。○名蹟志云、古戰場に飯野の城主潮名上野介、又上杉憲信は、飯野の小城を拔捕り、毛呂因幡守に與へて、館林の加增とす、又慶壞寺に飯野城は天正十八年落る、城主不考と云へり。

向古河（ムカヒコガ）

今武藏北埼玉郡の管内にして、川邊、利島（トシマ）の二村に分つ、古河庄の西に渡瀬川を隔てたれば、泛稱向古河と云ひ、(向古河といふ村名もありしが、今川邊村の大字に存す)武州川邊領の北隅にあたれり。近世利根の水脈徙し、此一區は中斷せられて、武州の地を離れ、形勢全く邑樂郡に屬す、故に之を武州より割き、本郡の下に移す。

古河志云、向古河眞光寺に、ヘラ傳とて、古石の碑あり、

熙安七年六月と刻したり。」

（飯積）
安食（アジキ）　今飯積、東は利島村と云ひ、飯野の東南一里半、其間二間の間と稱する一澤あり、即利根の廢河道にして、島村と飯積の間より東北へ一里、柳生、小野袋と海老瀬との間にて、矢田川と相會し、遂て渡瀬川へ通す。昔は利根川飯積の邊にて二分し、一は此間の川と爲り、一は南に下りて[illegible]、飯積の間より、岡佐間、雲吉の方へ走て、今の古利根川の筋なり。[illegible]雲記に、淺間川と云へるは、即南の利根川なるべし。（今北埼玉郡岡佐間等、相合せ豊野村と改む）

むら君といへる所を過るとて、

湛ぬ国にうかれてありける村はて以その名もつらき村君の里、

淺間川を渡るとてよめる、

名にしおふ山こそあらめ淺間川行く瀬の水も烟りたてつゝ。

（淺間川）
當時道有は村君より東へ進み、大越、佐波の邊にて淺間川（南の利根川）を渉り、古河渡、中田里に達す。然るに寛永の比にや、（清宮氏下總國圖には元和中舊蹟と云ふ）麥倉佐波の間に新川を穿ち、利根の大江は中田の邊にて渡瀬川と相合すること、爲り、因て今日の状を馴致す。

柳生（ヤギフ）　今利島村と改む、麥倉の北にて、間の川に濱れり。（古河志云、柳生村に柳生丹[illegible]の領地とて、數十家ありしが、其人別にかかれる事は、宮より検使差向られ、婚姻、養子など皆其一族一黨の内にて取結び、死失して一家絶ゆれば、其まゝに捨置ぬる捉なれば、やう／＼に減じゆき、寛政の初に至りて、僅に二三家殘り、尙文政中になりて、名[illegible]もなく失せ果てぬ、

本郷新井（ホンガウアラヰ）　今東、向古河、伯戸、小野袋等を相合せ、川邊村と云ふ。麥倉の東南一里、渡瀬、利根の二水、左右より來り、本郷の南に於て相會ふ。奥州路の渡津、中田、栗橋の二驛は、水を隔て相望む、一里に滿たず、此地はもと古河[illegible]の河原宿と呼び、利根、渡瀬の間なる一島にして、奥州路と信州路の交會なりしとも云ふ。寛永中に、一郷分裂して、中新井、下新井は利根新川の河南に歸し、上新井のみ河北に存す、[illegible]是なり。此邊、大地、倭高、洋潮面を抜く、凡十五米突、

（武蔵風土記云、[illegible]新井村は、江戸より十六里の行程なり、往古は此邊の總名を以て北川邊と唱へたり、寛永十九年、利根川の瀬を掘替ありしより、村名も改まりて、向古河川邊領と稱す、昔は奥州街道より、今の中田道の方へ分る脇往還にて、河原宿と唱へしが、天正二年のころ、宿驛も絶たりと、村内眞光寺に藏する、慶長五年、足利義氏の女より與へし寄附状にも、向古河とあり、下總古河の對岸なれども、古河の渡跡は、村の東にて、渡良瀬川の端に、其舊地といふがあり、昔時當所は街道にかかりし故に渡津なりしなり、其道は熊谷邊、又は上州より來り、島村、五箇村にて間川を渡り、當所に達し、下總國古河に至る、然るに古河城今の地に移し築かれける頃より、此道は城の要害に障りありとて廢せらるとつたふ、萬葉集、東國歌の中に、許我の渡とあるも此ならん、又夫木集に俊西行が歌を載せ「霧ふかき古河のわたしの渡守りきしの船つき思ひさだめよ」此歌は武藏國と、下野國との中に在る、古河の渡しとて、霧深かりければ詠ず、下野は下總の誤ならん、又後世に此渡を杉の渡とも呼ぶ、今哀は杉の渡などゝも云ふ、前太平記を閲するに、常陸介[illegible]茂、相馬の將門に與して、平貞盛、藤原秀郷等と戰ひ敗れて、上野國より、武藏國に來らんとする時、利根川の下流、杉の渡を渡らんとすと見えたり、又源平盛衰記の書にも「足利より秩父へ寄けるに、上野の新田入道をかたらひて搦手にたのみ、大手は古河杉の渡をしけり、搦手は長井の渡と定めたりける程」と云ふ文あり。

（杉之渡）（古河杉渡）

小野袋（ヲノフクロ）　今川邊村の大字とす、本郷新井の北一里を大字向古河とし、[illegible]、其西北半里を小野袋とす。間の川流る、天保九年までは利根の一支なりしが、[illegible]。（[illegible]云、間の川は[illegible]、上野國邑樂郡島村との間より入る。されど今此邊にては最小流となり、邑樂郡[illegible]、小野袋村の[illegible]して、渡良瀬川に入る、川幅十五間、長一里餘、

（間川）

足利郡

足利郡（アシカガ）　下野國の西南端にして、僅に西部の稱あり、上野國山田郡と相接し、境界全く上野國に入る。（鎌倉大草紙に上州足利と書す。）今面積十五方里、人口九萬、足利町に治す、屬村十有五。（本郡には本郡現管の菱村を山田郡の下へ移す）

足利は和名抄、同志録ともに注し、左右に分つ。中世には足利庄起り、遂に郡境の稱を失ふ。近世に至り、郡界を[illegible]復し、渡瀬川を以て、梁田郡と相分つ。而も足利、梁田及び山田の三郡界は、渡瀬川の河道變徙のために、出入する所ある如し、山下、借宿、並びに田部郷に合考すべし。近世、足利郡檢地高三萬二千石、明治二十九年、梁田郡を合併す。（古事記に、倭武命の御子、足鏡別王は鎌倉之別、小津君、石代之別、漁田（本居氏云、漁田、恐くは[illegible]）之別祖也」とある足鏡（アシカヾミ）に、恐らくは足利[illegible]

（足利）

語ならん、仲哀紀には、蘆髪(アシカミ)蒲見別王に作る。此地、善故ありて、其王號を負へるにて、實は王の封邑たりしも知るべからず。又利に加加の訓あることは、天武九年紀に「有利(カガ)[illegible]家」の句、古に訓カゲアリと傍注するにて明なり、されど其[illegible]を知らず。

[illegible]事未詳、[illegible](アシカミ)[illegible]、[illegible]日井等[illegible]、村[illegible]氏[illegible]あり、詳しくは後の[illegible]に待つ。

按、天武九年紀、「[illegible]首官日、若有[illegible]家、[illegible]首[illegible]之衛者、[illegible]國親中」、利字訓加賀、谷川士清曰、今足利等、[illegible]用此訓、文選、[illegible]字[illegible]、亡友[illegible]、[illegible]紀、「[illegible]首、自乙酉年以前、[illegible]利也」、利字訓[illegible]古[illegible]之[illegible]、[illegible]子代也、[illegible]、[illegible]者、[illegible]也、[illegible]訓加賀、[illegible]等、[illegible]子[illegible]也、[illegible]、足利、[illegible]部、[illegible]王子、[illegible]功、[illegible]、[illegible]者、鹿我別[illegible]、[illegible]、見[illegible]

(我鹿)

——◆◇◆——

土師(ハシ)郷

和名抄、下野國、足利郡土師郷。○今小俣村葉鹿村、[illegible]村、山前村など、郡の西[illegible]の地なるべし、小俣に葉鹿(ハジカ)の大字ありて、土師は[illegible]の下略[illegible]ならば也、土師は[illegible]なれど、此にハシの地名に對し、充用したるのみにて、地名が氏號より出でしにはあらざるべし。

葉鹿(ハジカ)

今葉鹿村と云ふ、小俣の東にして、大前、山下の西とす、(松田川は北方の山中に出て、葉鹿を經て渡良瀬川へ入る)名義を知らず。

小俣(ヲマタ)

今小俣村と云ふ、足利の西北一里半、桐生の東南一里餘、鐵道之を過ぎ、停車場あり、桐生川の左岸にて、其渡津は驛南にて渡良瀬川へ入る。桐生、足利の中間なれば、機戸多く、織物を名産とすること、兩地に同じ。

上野名蹟志云、太平記に小俣宮内少輔あり、足利郡小俣の人なるべし、天正の比には、渡川相模守義勝、小俣城主たり。(桐生部の渡川を参考すべし、又下なる小俣鶏足寺にも合せ考へらる)○關八州古戰錄云、野州足利の住人、小俣の城主、渡川[illegible]守義勝は、[illegible]義[illegible]の後裔にて、累代當[illegible]を領知し、岩井山[illegible]長尾[illegible]と成て、上杉輝虎の一味たりしが、近年由良、長尾、桐生に合體し、古河の[illegible]氏の幕下となり、今[illegible]に北條氏政の指揮に隨ぜり、是[illegible]中の夏、[illegible]小田原へ[illegible]するの隙を伺ひ、善備中守宗次、伊勢崎の森田備後守、入[illegible]を合せて、[illegible]を[illegible]と欲し、同月廿日、[illegible]、二隊に分れて、下菱山、中島[illegible]より攻寄たり、[illegible]代[illegible]入道[illegible]いさみ立て、[illegible]足利[illegible]、[illegible]年の[illegible]へられし[illegible]を、[illegible]の手に[illegible]、[illegible]からず、[illegible]、鶏足寺の[illegible]に[illegible]をなさんと設をなせり、斯て寄手の人數中島へ攻入り、左右の在家を[illegible]、[illegible]備中守も攻[illegible]て[illegible]引[illegible]、[illegible]所にて、[illegible]より[illegible]、[illegible]人にて[illegible]、大[illegible]になれと相戰ひたり、云々。

鶏足寺(ケイソク)

小俣に在り、眞言宗の古刹にして、東國著名の靈場なりしが、近世衰へたり、寺に弘長三年の梵鐘あり。下野國誌云、小俣鶏足寺は[illegible]と號し、[illegible]田十石、眞言宗の[illegible]なり、本尊不動、[illegible]、[illegible]、大威徳、金剛夜叉の五大明王、天[illegible]年中、[illegible]の[illegible]、開代[illegible]の[illegible]といふ、中[illegible]、[illegible]賢上人なり、因て此門末を慈猛流といふ、又五大尊を守護して東都より下れる[illegible]を、[illegible]と云ひ、其子孫今に[illegible]を造退して、[illegible]守田十三石を給せらる、又明院あり、持明院と號し、圭田若石。按、鶏足寺は建保三年、慈猛中興以來、東國の名場と爲る、足利泰氏六男を小俣法印賢寶といふも、此に住せるならん。鶏足文書、足利義満の教書に、八幡宮別當職[illegible]賢が下野鶏足寺をも兼帶せることと見ゆ。

寺號鶏足、有下野州、宗當[illegible]御願所、羽林中郎將[illegible]、[illegible]門[illegible]、五大[illegible]之、貴賤[illegible]、六[illegible]又[illegible]之、[illegible]建立、星霜三百二十餘廻、洪鐘[illegible]、建保乙亥、[illegible]、勸進諸方、三尺鑄之、猶未[illegible]、[illegible]加之、諸工日女長、鑄[illegible]尺[illegible]一[illegible]、[illegible]得[illegible]、[illegible]已滿矣、[illegible]、本[illegible]、不求[illegible]、[illegible]足矣、

弘長三年癸亥、二月十七日

奉行[illegible]　金剛佛子[illegible]

[illegible]傳燈大法師[illegible]

國志又云、鶏足寺の[illegible]は[illegible]、[illegible]ならず、[illegible]上へ[illegible]し、羽林中郎將は中將の唐名なり、此中將は[illegible]大臣[illegible]公の一男、大政大臣公季公にやおはしますらん、さるは公[illegible]任を按するに、此公當時正四位下、左近衛中將、下野權介なればぞかし、但し寛保[illegible]、[illegible]に、常陸大掾[illegible]の[illegible]に、[illegible]寺[illegible]ありて、此は將門の[illegible]にて由緒もあれば、[illegible]して改め書るなるべし、此鐘高さ三尺二寸五分、[illegible]一尺七寸五分、厚さ一寸餘あり、銘に四尺とあるは、龍頭をかけて云るとみえたり、また一尉とは、[illegible]、二十四[illegible]一尉と見ゆ、[illegible]は左右馬頭の唐名なり、是は足利左馬頭[illegible]義氏朝臣なるべし。

板倉(イタクラ)

今[illegible]、[illegible]と[illegible]せ、[illegible]村と改む、小俣の東北な

る澁谷を占む。系圖に、足利泰氏の五男を、坂倉少輔次郎義顯と爲す、義顯又澁川氏を稱し、是れ澁川氏の祖也、澁川とは、上野國群馬郡澁川庄に因れる名字にや、されど彼地に澁川氏の事蹟を傳ふる所少し。小俣城は、澁川氏累代の居宅にして、太平記、大草紙等に見ゆる澁川の人々は、皆小俣を邑里とする如し、猶考ふべし。正木文書、長祿二年、板倉大和守賴次と云ふ人名あり。

栗谷（アヘノヤ）　今三和（ミワ）村と改む、小俣の北一里なる山中に在り。鶴岡文書、寶治二年、足利栗谷郷を神領とせられしこと見ゆ、又其後の文書もあり。

鶴岡八幡宮供僧職掌中、下野國足利庄栗谷郷年貢事、爲雨界堺所供料、任先例、可致沙汰之由、所被仰也、早任御教書之旨、可辨之由、可被相觸給主之狀、如件、

觀應三年十月廿二日　（判）

仁木兵部大輔殿

松田（マツダ）　今栗谷、板倉と相合せ、三和村と改む。更に栗谷の北にして、小俣驛を去る一里半、溪流は南に下り、二里餘にして渡瀨へ入る。

行道山（ギヤウダウサン）　栗谷の東嶺にして、大岩山と相連接し、足利市街の西北にあたる。此山は往時修驗行道の所なれば、今に其名を負ひ、奇岩幽溪、遊趣あり、標高千三百尺、寺觀は月谷（ツキヤ）に在り。

讀耕集云、自足利、赴行道山、行程一里半餘、城山亦其途次之所見也、既到行道山下、石路高峻、奇巖危峙、草樹茂密、蹊徑參差、澗水清冷、小橋橫臥、山之左右、峭巖相向、鄕導曰、此謂名號石也、蓋或昔識、山僧彫刻佛名者乎、凡千餘步、初見寺門、坊舍皆倚巖而架構焉、此地名曰月谷、山僧曰、此山行基入定之地也、山上有遺蹤焉、佛仙開寺、佛仙者、佛光之法孫、佛滿之高弟、諡曰法德。○行道山緣起云、永和二年、足利義滿建立伽藍、曰淨因禪寺、開山佛仙、結城入道光氏嫡子也。（行道山記）

山下（ヤマシタ）　今大前（オホマヘ）と相合せ、山前村と改む、葉鹿と五十部の間にして、山を負ひ、河を帶びたり。

山下の南、對岸の地は、山田郡只上村にして、往時の渡瀨川は、只上の南より、矢場川の筋を、東南へ降りし如し、されば只上はそのかみ本郡北郷の屬地なるべし。

五十部（ヨカベ）　今大岩（オホイハ）、今福と相合せ、三重村と改む、山下の東にして、足利市街の西に隣る。北嶺は即大岩山にして、大岩、五十部の村名は、新田老談記にも見えたりと、毘沙門天堂あり。

（大岩）

五十部は其名義を知らず、或は餘戸の遺なりと云へど、信け難し。五十をイ、又はイカに假るは、其例多し、元、イカべなりしを、後世訛れること推斷すべし。一書に、永享三年古簡、足利庄内五百部郷、名草綿田とあるを引き、五十部は五百部の訛かと云へど、是れ亦疑ふべし、名草の條參考。○下野國誌云、和名抄、餘戸、今は五十戸に作りてヨベと唱ふるなり、足利驛の西の方十餘町許にあり、新田老談記「天正十二年、小田原の北條氏政、金山の城を攻けるに、五十戸、大岩の鄕人等」云々とみえたり、戸令に五十戸を以て一鄕とす、もし一鄕に餘りぬれば別に餘戸を置くと記したり、萬葉集に五十戸をイヘと訓み、家字の訓もよしあり、よく考ふべし。

足利郷（アシカガ）　和名抄、足利郡驛家郷、延喜式、足利驛馬十疋。○今足利町、及び三重村即是なり。光仁紀、寶龜二年、從上野國新田驛、達下野國足利驛、此便道也と見え、上野府より下野府への驛次なりしこと、古今不易とす。

驛馬　足利、三鴨、田部、衣川、新田、磐上、黑川、各十疋

傳馬　安蘇、都賀、芳賀、鹽屋、那須郡各五疋、

本書所載の傳馬は、郡數に遺失あるに似たり　安蘇の上に足利郡、都賀の下に河内郡を脫する歟。又磐上、黑川の二驛は那須郡内なれど、其傳馬を鹽屋、那須の二郡に徵せるは、各郡均一の注意に出でし者歟。○足利は當國の名邑なり、こは其古郷にして、又驛次にあたりしに由る。其後に民戸密集して、市街を爲ししことは、永享記に、町屋とあるにも思ひ合すべし、「鶴岡宮守、渡邊に與してければ、永享十二年七月廿五日、足利の町屋にて、同名八人、爲上杉持朝被誅」云々。

足利（アシカガ）　今足利町と云ひ、兩毛鐵道の中心にあたり、前橋へ二十七哩、小山へ二十三哩。渡瀨川は町南を流れ、稍水運の便宜あり、東京へ水路四十里と稱す、陸路は館林を經て川俣、羽生（武州）を經由し、凡二十二里、（川俣以北の鐵道未成）人口二萬五千。（織戸一千戸と稱す、歳額絹帛價合二千萬圓とぞ）

足利は古來東山道の名驛とす、又庄名に呼ばれ、其田土は安蘇部へも涉りしごとし。藤姓足利氏は、簗木庄の下司職を以て家を起せるなり。尊卑分脉、秀郷六世孫、淵名大夫兼行（兼光の三世孫）の子、足利大夫成行（淵名師種の舍弟）を家祖とす。其子足利太郎成綱、其子孫太郎家綱、家綱四子あり、長は足利太郎俊綱、次は山上三郎高綱、次は佐野庄司基綱、次は足利七郎有綱なり。又足利大夫成行の弟は、上野國住人、林六郎行房にて、行房の子にも、足利六郎と云ふあり。俊綱、忠綱の事は、諸書に見え、治承、養和の際に、平家に屬して亡ぶ。爾後、源姓足利氏の領邑と爲れること也。足利、新田は同く源義家の三世孫とす。而も四世孫足利義兼は、鎌倉幕府の起るにあたり、賴朝に寵せられ、北條時政の女を娶り、無双の盛族と爲り、族葉は上野、三河等に繁衍し、裔孫尊氏に至り、遂に武門の棟梁と爲る。足利庄は、後宇多院御領目錄に「安樂壽院、下野國足利庄、地頭請所、被擯精」と見えたり、地頭は即足利氏也。室町幕府に及び、足利庄は祖先家名の地なれば、舊に依り幕府に直隸し、庄内小俣城には、一族澁川氏居れり。○

永中、幕府は足利庄を鎌倉管領滿兼に附屬す、上杉執事其代官と爲れるにや、上杉の被官南、幷びに長尾の族、政所へ入部、代官と稱せること、諸書に散見す。俗說には、足利庄十八萬貫文高とつたへたり。

大日本史、足利滿兼傳に「應永七年、氏滿、以下野足利庄、畀滿兼」これは、鎌倉九代後記に、應永六年義持の命により、足利庄を領すと云ふに同じ、其先名字地を重んぜるを想ふべし。又九代後記に「文安元年九月、關東執事、上杉憲顯、法名道昌桂山、足利陣所に卒去、六十三歳」云々、この憲顯の事跡、足利に傳ふる所なき歟、永享中、憲顯の五代孫憲實が、足利學校を興せる事跡は、別に具する所あり。

親元日記云、寬正六年八月、關東長尾新五郎(先度雖被任出雲守、依辭申之如此、但馬守子也、雜掌僧一說齋)、布施彈正十郎同道、私宅え來臨、鎌倉殿御書、幷右筆氏部大輔書狀在之、子細者野州足利庄(今者上杉兼管云々)御代官職事、去由緒之地、云々思食、望申事也、依御吹擧如此、云々」(應仁元年、長尾景人が足利政所の事は、大草子に見ゆれど、之よりさき、寬正六年、已に長尾氏代官たり。又鑁阿寺文書に、

足利七社神事、代官事、任例勤仕之條、目出候、謹言、
四月廿七日　持氏（判）
南兵部大輔殿

年号を缺くど、應永、永享の間には、南氏の代官たるを知る。

松陰私語云、文明十年、長尾景長之子□□出張、白旗上方、兵庫頭望所領、其剩形、其地庄々、足利庄、長井庄、大窪保、三ヶ所、被持者宗泉、使者東漸寺也。

足利長尾氏は、世系詳ならず、世々新五郎、又但馬守を通稱とす、天文、天正の際には、景長、憲長、政長、顯長等あり。(長林寺說には、但馬守景人、文正元年入部し、其子を景長とす)のち天正十八年、長尾氏亡び、足利城も絶ゆ、寶永二年、下野宇都宮藩の支族、戶田大炊頭忠利足利一萬石を分與せられ、其陣屋を置く、以て世襲維新に至れり。(陣屋址は花輪小路と字せらる)

甘棠事蹟云、足利織の由緒は詳ならずと雖、實好法師の徒然草に、足利染の名已に見えたり、又足利染、陣羽織とて、戰國の頃もてはやされしと言傳へたり、されど近世封建の世には、民は農を專とするを以て大法とし、今の如き織屋專業のものなし、古老の口碑に、元祿中、凡く足利絹、綺子絹とて、桐生の市に賣出せりと、寬延年間、紗綾、龍紋を織り、又曾晶小倉織の法なつたへたり、文化、文政の頃、川半、阜屋の兩商、專足利織物を賣買し、各種の織物起る、天保二年、足利新田町に市を始め、隣接桐生と相競ひ、東國の大產地と爲る。(今や、桐生に凌駕して、第一に推さる)

□□草云、最明寺入道(北條時賴)殿が國巡の次に、足利左馬入道(抄云、足利三郎義氏、母は北條時政の女)のもとへ、まづ使を遣して、立入られたりけるに、もてなしけられたりけるやう、一獻にうちあはび、二獻にえび、三獻にかいもちひにて止ぬ、其時には亭主夫婦、隆弁僧正、あるじかたの人にて座せられけり、さて年每に給る足利の染物、心もとなく候と申されければ、用意しさぶらふとて、色々の染物三十人前にて、女房どもに小袖にてうちはせて、後につかはされけり、其時見たる人、近くまで侍りしが、かたり侍しなり。

職工某云、足利はやくより平絹を織出し、所謂足利絹とて、世にもてはやされしが、寶曆、明和のころに至り、足利町の北方において、八丈織、縞紬等を織出し、又足利町の南端田中村において、田中縞を織出しゝかば、これらの織物を桐生問屋に託し、江戶及び京阪へ輸出し、又桐生の商人に販賣せり、文化、文政のころには、御召縮緬、南部縞の如き類より、玉紬、千年縞などいふ、絹綿交織をも盛んに織出せり、近時に至り、足利の織戶は、既に明治十年、ジヤカードを購求して、其使用法を研究しつゝありしが、つひに同じき十八年にいたり、ジヤカードを以て、紋羽二重を織りいだすを得、世の需要年を逐うて增加するの好運に向ひ、されば今日、足利の機業組合は、足利、梁田の兩郡にわたり、其生額一年凡八百萬圓に達せりとぞ。

足利城址（アシカヾ）（兩崖山）　足利の街北なる山頭に在り、本城山、或は要害山(訛りて兩崖山とも)と稱す。相傳ふ、藤姓足利氏の祖、淵名成行、足利栗崎の地に叶城を築き之に居る、即此城なりと。(一一年間、長尾氏足利庄の地頭と爲り、叶城を再興し、子孫累世之に居り、顯長に至り、天正十八年亡ぶ。顯長、實は新田金山城主、由良横瀬氏の子にして、長尾の家を襲ぎ、館林をも兼知しければ、當時、新田、桐生、小俣、館林は一領一圓の態ありしと云ふ。近年山頭に神祠を置く。

（本城）　足利城山の下は、本城と字せられ、中古の足利本庄の政所の址なりしこと、推斷せらる、長尾氏實に此に據れり。また唐澤老談記に「足利領八箇、猿田の戰には長尾殿散々、松本邊まで突崩され、無是非足利古屋の城へ引入、佐野勢追欠、一足も引かずに攻ける程に、大將當利公も、古屋の城、八幡曲輪まで追詰、町中侍其□□はらひ、ことゞく□利□ける處へ、新田、館林の勢來付るに因て、當方人數を引上る」云々、古屋とは卽ち今□□、若井、岩井にも城址あり。

兩毛諸云、足利城址は今市の西北の山上に在り、足利太夫成行始て築く、天喜年間なり、成行の玄孫、太郎俊綱、治承五年、家臣桐生六郎に害せられ、子息忠綱は西海に赴く事、東鑑に見えたり、當城は其後源義康(義家の孫)の居城と爲り、子孫代々繼居して、尊氏時に至れり。()

上野名跡志云、傳元物語、菅基記に、足利太郎俊綱は、平家方の人なりし由を載す、平家物語には「田原藤太秀郷十代、下野國住人、足利太郎俊綱の子、又太郎忠綱」云々、源姓足利氏の事は、

相州兵亂記に「康和年中、八幡太郎義家の三男式部太輔義國、常陸佐竹冠者追討の爲、下野國に下向し、足利太郎某綱の館に下着、其息女を最愛し、其腹に男子二人出生、嫡子新田大炊介義重、次男足利判官義康」三代一覽に「久安六年、源義國下野國足利の別業に下向す」足利大日堂縁起に「義家朝臣、内從追討の敕宣に依て陸奥へ下向、足利某綱の居城を軍營とし、對陣の間、某綱の女を最愛し、義國を生み、義國、康和年中、佐竹冠者追討の敕宣を蒙る」云々、

かく義家下向とも、義國下向ともありて、定かならず、康和中義家下向なるべき歟、久安六年ならば義國なり、義家が某綱の女を納ると云ふは如何、義重の母は上野介敦基女と、菅基記に見ゆ。」今按、義家の娶りし足利氏の女なれば、成行か、成綱の女なるべし、然らずば年代合はず。然るに、寛永系圖に、義國の母を中宮亮有綱女、義康の母は信濃守の有房の女と載す、前なる諸説と合はず、猶考ふべし。

菅基記、(康和元年)從五位下藤原俊綱、字足利太郎者、武藏守秀郷朝臣後胤、鎭守府將軍兼[illegible]守兼光、六代孫、散位家綱男也、領掌數千町、爲郡内棟梁也、而去仁安年中、依平女院之[illegible]、寄[illegible]下野國足利庄領主職、仍平家小松内府、賜其所於新田冠者義重之間、俊綱令上洛、陳申之間、被[illegible]、自爾以降、爲酬其恩、近年令屬平家之上、嫡子又太郎忠綱、同意三郎先生義廣、蒙一箭恩、合力六郎、爲[illegible]、[illegible]人、云々、

改正三河記云、[illegible]の第三の子、式部大輔義國、久安六年、[illegible]とて、[illegible]公に行逆しに、下馬せざりしかば、右府の從者等、其不禮を咎め、義國を馬より打落す、こゝに於て義國の郎等ども大に憤り、右府の亭へ馳付て、其家を燒亡す、此事[illegible]の御憤り深くして、義國を上野國に追下さる、義國足利の別業に幽居せしが、久壽元年[illegible]し、[illegible]加賀入道と稱す、此人新田、足利兩家の祖たり、系圖の一説に、義國東國の凶徒追討として、東國に下向せられ、其時足利大夫藤原某綱が息女をめとり、聟となられたりとあり、此説うけがたし、足利の別業は、義家朝臣の下野守にて下向の時、設給ひし庄園なるべし。

今川了俊難太平記云、八幡殿の御子、義國より義康、義兼、義氏、泰氏など也、泰氏を平石殿と申き、其御子に賴氏、治部大輔殿と申、其御子に家時、伊勢守と號し、其御子に貞氏、讃岐入道殿と申、其御子にて大御所、錦小路殿はわたらせ給ふ也、抑義包誠は爲朝の子と、云云、義康[illegible]の上より養き、世に憚りて人に隱し給ひければ、終に知人なし、又義家の御置文には、我七代の孫に、吾生替りて、天下を取べしと仰せられしが、家時の御代に當り、猶も時不來事をしろしめしければにや、八幡大菩薩に祈申給ひて、我命をつゞめて、三代の中にて、天下をとらしめ給へとて、御腹を切給ひし也、其時の御自筆の御置文に、予細はみえし也、まさしく兩御所の御前にて、故殿も、我等なども、拜見申たりし也、今天下を取事、只其御願なりけりと、兩御所も仰有し也、」相州兵亂記云、源義國の二男義康、足利判官、其男義兼と號す、[illegible]、長九尺二寸、母熱田大宮司藤原季範二女也、(賴朝伯母也)法名鑁阿寺殿と云ひ、其一男義純、岩松殿、二男義助、畠山殿、三男左馬頭義氏、法名正義、法樂寺殿と號す、其一男長氏は、吉良、今川兩流元祖、二男泰氏、平石殿、法名證阿、智光寺、其一男家氏、斯波殿の先祖、三男義顯、澁川殿元祖也、三男治部大輔賴氏は法名義仁、[illegible]吉祥寺、其子家時、伊豫守、[illegible]寺、其子貞氏、讃岐守、[illegible]淨妙寺、其一男左馬頭高義、[illegible]寺と號す、二男高氏、後には征夷大將軍尊氏是也、等持院殿と號し、又長壽寺殿と號す。

法樂寺（ホフラクジ）　本城山の東南麓に在りて、鑁阿寺の西北六町許、足利左馬頭義氏の剏寺にして、今も一斷碑ありて、義氏の墓と云ふ、元鑁阿寺の別院にて、[illegible]にも與りし僧院なり。

足利庄鑁阿寺、[illegible]村本寺、當庄、并佐野庄、上[illegible]所々、不除寺社領、可被採用狀、如件、

應永十二年四月廿三日　　滿[illegible]（判）

法樂寺長老

鑁阿寺（バンナジ）　足利市街の中央、稍北に偏し、民家の間に、方百間の境區を占む、俗に大日堂と云ひ、坂東の大寂刹なり。

寺記に、本寺開山鑁阿上人は、即足利義兼の法謚なりと云へど、高野山文書（寶簡集）文治二年、已に鑁阿の根本大塔の事跡あれば、全く別人と知るべし。

國志云、足利學[illegible]鑁阿寺は、[illegible]六十有、金剛山と號す、鑁阿とは即大日に同じ、眞言宗の[illegible]にて、七堂[illegible]り、院中十二坊、學頭を千手院とす、本願は足利上總介義兼[illegible]にて、系譜に義兼を鑁阿寺殿と註す（史料通[illegible]）

信友志云、鑁阿寺大日堂は、寺内四方百間、堂塔をめぐらす、まづ南面の樓門、一丈斗の二王併立し、橋廊下を架す、大日堂、[illegible]堂、[illegible]の西門[illegible]、寛文七年の建立にして、其古製を見るべし、多寶塔其下は、[illegible]て元[illegible]其[illegible]の改造たり、[illegible]には足利[illegible]、義康、義兼の石塔、及び足利十三世の廟社を存す、即歷代足利家の墳墓寺たり、什寶中に、尊氏陣中の幔幕あり、七尺四方、紅絹の乳を附け、ぴろうどう地に、花鳥文[illegible]を畫したり、又寺藏の大青[illegible]、大小花瓶、共に尊氏の寄附なり、又寺藏に[illegible]中[illegible]の遺物と[illegible]する[illegible]あり、[illegible]に據れば、

天正十二年、石州の給田右衛門佐藤包、同次郎兀祥より高野山正智院へ寄附せる者の讓り渡したる也、維地に置長ありて、明國の製たる由云へり、昔朱印地六十石なれど、實收五百石高の寺領ありしとか（昔境内五萬坪、門前町二百戸と稱したり、明治維新、寺中千手院の外悉廢し、門前町も寺中を離る）

東路のつと（永正六年）云、足利に至り、御當家舊跡、鑁阿寺一見して、千手院と云ふ坊にして、茶などの次に、今宵は逍遥にと、強て有りしかば、此の院主もと見し人なり、かたく留し暮く、三日計り有りて、連歌あり、

ふけあらしちりやは盡きず柳かな、

てにをは如何にとぞ覺え侍る、日を隔てて東光院、威德院にして興行、

風わかず松に吹く音秋のこゑ、

杉のはに月も木高き軒端かな。

松陰私語云、先年（文明四、岩松先代、當方新田岩松氏）以惣大將、五百騎、足利庄之境、於樊道引分、任上古之例、鑁阿寺之南大門、二本杉相積前、陣下引歡、各傾中笠、聲不立忍行、於鑁阿成内、早々馬打進、寶塔末世、本任上古之大禮、宗爾同德陸可有寶實

鑁阿寺、元足利氏の氏寺として、其館側に建てしものとて、寺に傳ふる古縁起に、御堀内持佛堂と云ひ、古文書にも堀内御堂とあり、正に居館の内といふ事を證明し得ん。

在判（足利左馬頭義氏）

堀内大御堂、四壁之内、不可致狼藉、諸人往反、牛馬放入、三箇條事、各可令住下部、可令禁制、寺中當寺之事任下部者、不可出四至、背此旨、致狼藉之輩者、早可改「延」、此旨可令存知状、如件、寶治二年七月六日

堀内大御堂供僧中

寺說に曰く、正和三年勅願所とせられ、佛供料として上州符林郷を賜はり、又後醍醐天皇の綸旨を拜して、國家泰平の爲めに齋會を修行す、後光嚴院文和二年九月、奥國二字の勅額を賜ふと。此の他、足利義直は長州下關を寄附し、基氏は下野備寄郷を寄進し、義滿は應安二年を以て喜連川郷を寄附せり。又貞治六年の鑁阿寺制法條々の中に、

上總堂免事

右彼堂者、左馬入道殿料所代、寶治合戰、爲御所處之勸賞、所宛賜也、而自去文和年中以降、不知行云々、仍如元返賜者、於向後者、各一味同心之儀、不論得分多少、永代而公物、直納寺庫、可用當寺修理以下細々寺事者也、

と載せ、上總國にも寺封ありしにや。左馬入道は即ち義氏にて、寶治合戰は三浦泰村の亂なり、義氏を法樂寺殿と號し、法樂寺は此の寺の別院たりき。

足利學校（アシカガ）　今鑁阿寺の東南隅に在り、其地を昌平坊と名づく、其前門（杏壇門）は近年燒失し、又地を割きて小學校を設く、古來什物、聖像ありし共、維新の際之を停め、直に公共團體の法を建て、僅に管理せらると云ふ、古昔學校書云、足利學校、門前舊の東西あり、東の門内に孔子廟、南に向ふ、四面六間入四間、南面自營あり、聖像長二尺五寸許、古き木像なり、左右に顏回曾參、四隅の神主あり、堂内に篁墳の圖以下、菅公、篁等あり、聖像の西の小房を、方丈といふ、東の小房に小野篁の神主あり、篁は學校の創するは也、學校草創の後、上杉憲實再建し、鎌倉圓覺寺より僧を呼ばれしより、學校の時とありし共、戰亂によりて廢す、近世三要元佶の時、足利より書籍を持て上洛、一乘寺村に移られ、足利學校の書籍目錄にて、伏見に在ると云ふ、由て此代見學校址、及び愛宕郡圓光寺を建てせ

よ）將軍家へも伺候したり、寛文年、官家より學校再建、百石の學田寄附、今も學僧五六人あり、專儒書を習ふ、聖堂の東に引離れて客殿あり、藥師佛を安置す。○山吹日記云、足利聖堂、門に學校の二字書たる額あり、明の蔣龍溪がかけるなるよし、西階東階、兩楹のまうけあり、まづ聖像を拜み奉る、坐像にて、幘のさましたるものをかぶり、右の手に羽扇を取りたまへり、御丈三尺許、前に簠簋籩豆をつられたり、また左の方の一間には野相公の木像あり、是も坐像にて、冠は黑袍なり、右の方には簠簋をたつ、公方家にて奉る、年ごとの古に用るなり、堂をくだりて文庫にゆく、犧樽、象樽、爵盤など皆いにしへよりつたはれりといふ、上杉氏の寄おきしものなるべし、瑪瑙の琴臺、うへを瑪瑙もてはりたり、いとめづらかなる物なり、いにしへよりをさまれる書は、櫃にこめて、黄金もて葵の紋つけたる皮におほひて、文庫の中央におけり、法師ひらきて書籍を出す、宋板の五經、尙書毛詩禮記左傳の四部は、上杉安房守（藤原憲實）のをさめたるにて、はしめなはりに其名をしるせり、周易は其子右京亮（憲忠）の書おきたるよし、尙はしめに書たり、本朝通鑑、并に東見記に、永享十一年閏正月、憲實聞園に歸り得て、五經の正義を學校にをさめたりとあるは、たゞおほどかにいひしなりけり、また七經、並に孟子の鈔寫の本、數通あり、毛詩一本に周詩と題して、終に「慶長廿年、幣帛之子雲松野釋志」とかけり、禮記の終には「永和五年五月二日、以此本侍禁裏、御讀之、清原良賢」としるせり、この人は時の名たゝる博士なりけるよし、後法興院關白記、皇年代畧記にも見えたり、七經のうちにも論語はわきて鈔本おほく、五六部もやあらん、このほかに古き六行の活字本あり、また論語の皇侃が義疏あり、唐六家文選一部あり、是も宋板にて、もと金澤文庫の本なり、九華和尙、小田原に招かれて是を講じけるを

り、永祿三年に、北條氏政[illegible]の寄贈られし由の題書ありて、金澤文庫の黑印と、此學校の朱印あり、是は今[illegible]の[illegible]にて、六臣註と云者に同じ、昔[illegible]江[illegible]が活字もて摺たるといふも是なり、後漢書あり、是も宋板なり、奥に「上杉五郎藤原憲房寄進」と記したり、憲房は憲實の孫大膳大夫[illegible]の子なれと、後に山内管領顯定の子になりて、その家督たり、上野國白井の城にありけるよし、軍記なんどにみえたり、その餘[illegible]てもこゝの目錄にみえしものおほかり、云々、按此學校は、古へ野相公篁の建給ひ、其より後いつしか廢れしを、關東管領上杉安房守憲實、應仁元年、長尾景久が沙汰として、政所より此地に移したて、明國に募り求めて、樣々の書籍を納む、又武州の金澤文庫をも取立昔に返しければ、二所とも榮えつつ、國々より學徒多く集ひけり、此時快元和尚都[illegible]にて、中興第一世に推さる、第九世三要和尚は、東照公の御前にもしばしば侍ひける人なり、此時百石の學領を賜り、ふきたの書籍、[illegible]に數萬の活字をも給りけり、云々。

鎌倉大草紙云、上州は上杉安房守の分國にて、中にも足利は東鎌倉御名字の地にて、他には異なりと、かの足利の學校を建立して、種々の文書を異國より求め納めける、此足利の學校は、上代承和六年に、小野篁、上野の國司たりし時、建立の所、同九年、篁陸奥守になりて下向の時、此所に學校を建けるよし、其舊跡今にのこりけるを、應永元年、長尾景久(今按、一本應永を應仁に作る、景久は一本景人に作る)の沙汰として、政所より今の所に移して建立しける、近代の開山は快元(鎌倉圓覺寺)と申當[illegible]也、今度安房守憲實、公方御名字がけの地なればとて、學校領を寄進して、[illegible]書籍を[illegible]み、學徒を[illegible]す、されば此[illegible]大に[illegible]れ、學道も絕えたりしかど、此所日本一所の學校と爲る、是より猶以、上杉安房守憲實を、諸國の人も崇めざるはなし、西國北國よりも、學徒悉く集まる。

野州足利學校、置五經疏本條目、

收蓄時、固其扃鐍縢、勿須借與人、若有志披閱者、就于舍內、看一册畢、可[illegible]還、不許將歸出門外、

主事者、臨進退時、預先將定[illegible]、與新舊人相對、僉定每部卷數、而後可遞代、

借讀者、勿以丹墨妄句投筆揉、勿令紙背生毛、勿觸汚汗手、

至夏月梅潤、則令糊模不蒸、至風凉則、令曝不[illegible]、屋漏時則令不濕庫內、至冬月則嚴火禁、早設其備、

設及爛敗、不知用鋼糊之法、勿容易背矣、群虫蛀也、或質于庫、或鬻于市、或爲寄府獲、則罪莫大焉、

右書一件々、所以警主者之格言也、凡漢土自國學至鄕校、及家塾、非儒生、而司藏者鮮矣、惟緇竹以僧爲之主、本朝州學存者、僅有數焉、率亦以僧爲之主、野之學爲最、而經學之盛、[illegible]時也、古者曰、[illegible]而爲縫腋之行、乖居甚、若宗門家一大藏教、是爲切脚、況世俗文字乎哉、雖然至所謂不卽不離之妙、有庶幾焉、余故以五經疏本若干卷、安置于學舍、從今講習莫怠、則文化之行、自家達于鄕于州、達于國家天下也、可指日而埃矣、嗟夫寶惜珍藏、譬猶金石、是唯、主者思之、

　永享十一年己未閏正月初吉、前房州刺史藤原憲實」

三註四書六經、列莊老、史記文選外、於學校不可講之段、爲舊規之上者、今更不及禁之、自今以後、於勝談義等毛停止之訖、但於叢林有大尊宿、在庄者除之訖、禪錄詩註文集以下之學、幸有都鄙之叢林、又敎乘者有敎院、於庄內、自儒學外、僞集之有也、縱々先段所載書籍之外、縱雖爲三四蠶相招、於閑書席在寄者、自學校堅可有禁制、猶以不能承引者、可被[illegible]公方、

在庄不律之僧侶事、至于令許容[illegible]者、於士民者永可令追放、[illegible]者、[illegible]、[illegible]者、不[illegible]之、

[illegible]信、[illegible]、身元[illegible]、[illegible]之[illegible]、以[illegible]、不令[illegible]、[illegible]、

　文安三年丙寅六月晦日　　　[illegible]長　[illegible]」

羅山集云、赴足利、往于學寮、寮主出[illegible]像見之、[illegible]問曰、左子路右顏子、且曾云、往歲[illegible]州到[illegible]之、[illegible]曰「閔子乎、非子路也、延喜式、大學寮、有孔子并十哲、太宰府學寮、只有孔子閔子而已」、嘗聞、此學寮者、小野篁[illegible]也、故以爲學校、年久衰[illegible]、又聞源將軍尊氏、與官軍戰、失利落于西朝、及多々良濱之役、[illegible]、遂大將入洛、後世人皆浮于浮屠、不知儒學、故内[illegible]不建大學寮、況餘州乎、遂不[illegible]開國學之名、太宰[illegible]亦不有之也、僅此處存學校而已、寮主又試云、[illegible]、歸自東時、前寮主元信[illegible]、取什物[illegible]、以赴洛、[illegible]而[illegible]之、既而[illegible]人高野山[illegible]、[illegible]信[illegible]、收什物以[illegible]此處、今所[illegible]之[illegible]像、及五經註疏、在其中也」(■耕集云、前古、六十餘州、皆有國學、足利學校或其下野國學乎、未可知也、傳稱此處小野篁之舊[illegible]、然篁到下野之事、不著于國史、則未聞其[illegible]也、今從[illegible]、往學寮、寮主迎接、乃揖夫子[illegible]像于[illegible]、[illegible]、肖像[illegible]然、右手持[illegible]、賜顏子子路二弟子左右、又見杏壇孔子、樹下孔子、[illegible]圖之三[illegible]、其[illegible]書云「圖東八州[illegible]管、[illegible]房州刺史藤原憲實、[illegible]下野州足利學校、永享十一年己未閏正月初吉」又[illegible]夫子[illegible]像于一堂、[illegible]甚[illegible]、又大明正德[illegible]二[illegible]、[illegible]可觀、而[illegible]、亦不可[illegible]○[illegible]云、[illegible]、足利學校者、小野篁[illegible]也、中[illegible]東、僧徒[illegible]、[illegible]長老[illegible]、而稱先生、以[illegible]授兒童、且有來者、[illegible]六經等、或曰、尊氏將軍[illegible]之事、[illegible]

有疑、而招京師儒官啓之、其人水土之變而不甞早世、自是儒官憚東行而不來、故[illegible]往讀之云。○寒松稿云、關東道下野州足利郡、有學校、昔年小野侍中篁創之、敗壞不知何代、其後永享己未年、關東總副元帥上杉憲實、爲檀越而中興之、以孔子聖人畫像三幅、并五經疏本、寄附于講堂、爾來經營奏、皆以無恙、將諸神佛之所擁護也、偶考前住東井手澤之校割帳、初有講堂、次有客殿、以藥師如來爲本尊、其外臨時割之符、而佛具等載以詳矣、又伯老人司業之時、享祿年中、學校值回祿之災、本尊以下一時爲灰燼、爾來前住三代之間、關左江山盡入戰圖、當庠亦爲瓦礫之場者一兩回、不遑下修造之手、亦豈有以哉、消竭者七十餘年、以故世人不知藥師之爲本尊、只知孔子之爲本尊而已、愿激有餘哉、祇今海内屬昇平、當于此時、禪珠幸甲、爲當庠之庠主、豈無再造之志乎、維時慶長丙午秋八月、修葺講堂之次、纔分數間、傍構客殿、又命鎌倉大佛匠、新造藥師尊像一軀、以安置壇上、實七十餘年之已墜、以復其舊云。

柳庵隨筆云、足利學校或は小野篁の家塾といひ、或は上古の國學の遺制、（職原抄頭注云、諸國建學校、博士一人講經籍、守以下子、若孫、或親族、或凡民俊秀者、入學校而習之、其傳建孔子廟、春秋二仲釋奠、云々、學令、凡國博士、國別一人、其學生、大國五十人、上國卌人、中國卅人、下國廿人）といひ、或は源義兼の建立といふ、共に明證なし、姑く是を措く、本朝通鑑に、憲實の狀を引きて「本朝州學存者、僅有數焉、以當州之庠、野之學爲最」とあるを徴すべきのみ、鎌倉大草紙（一名太平後記といふ）上州足利とあるは誤れり、又小野篁の上野國司になられしことはなし、東海談、分類年代記を引て、義兼建立といひ、尊氏學庸に寄念せし事など（續本朝通鑑にも見ゆ）見えたれども疑ふべし、桂庵和尚が說に「日本、纔足利處學校、學徒負笈之地也」と見え、鐵硯寺書記に「學校興隆、左馬頭基氏奉行之」といへば、貞和の頃已に所見あり。○川上氏足利學校考云、文部省教育史略、足利學校の事をいへる條に、昔時國學の遺制たること疑なしといへり、又集古十種印章の部に、足利學校の印を載せ「野之國學」の四字を刻せり、鎌倉大双紙には、此學校もと政所にありしよしを云ひ、書籍目錄には「昔在國府野」ともいへり、國學はいつれも國府に建られしものなり、按下野國の國府は都賀郡なれば、上古其他にありし國學を、足利將軍の因緣ある地に移せしならん、今總社村字八島の隣りに、國府村あり、これは國司の在所なり、小野篁卿は、國府に立寄て、何くれの沙汰せられし事もありしにやと思はる、さて此學校足利に移したる始は、今の地にはあらず、足利學の東、岩井村との境に、字學校地先といふ所あり、今は大方渡良瀬川敷となりけれど、折々布目附たる瓦を掘出す事あり、（考古雜志云、國學の文字ある瓦此に出づ）足利學殿記といへる古寫本に「足利五箇の郷、先年渡良瀬川洪水の砌、民家多く流水に曳かれ、居住を失ひ困窮に及び、永祿十年卯の春より、學校に寄地を聞き、銘々の民居住せん事をこふ、同年の秋已に事成て、本町に續て凡八町餘、新町割を定む」云々といへるを見れば、此頃共に學校も移したるにや。

今按、大草紙に政所とあるは、上文に足利とあるを承けたるにて、即庄の本所を指す、下野國の國府にはあらず。但憲實永享十一年の條目に、野之學云々とある如く、上古の國學の遺制と爲すも妨なしと雖、實は中絕せるを、足利に再興したるならん。學校印、并びに學校の敗瓦と云ふ者、共に疑ふべし。

史學雜志云、足利學校は、足利氏盛の世にか、其子弟教育の目的を以て、若くは藏書を保護するために、特に起せしものにして、南北朝の久き戰亂を經て、僅に一綫の命脈を維持せしを、永享十一年、憲實更に起せしものなるべし、所藏周禮の奧書に「下野州足利庄學校寄住、文安六年己巳六月時、洛陽[illegible]之」とあり、以て之が證となすべし、國學にはあらず、庄學のみ。

大八洲遊記云、足利學校、聖像高三尺許、趺坐而拱手於膝、其冠如俗書諸葛公所冠、而有衣從兩頰下、蔽肩背、蓋當時所畫巾幘之制也、鳳眼隆準、而口方、其眼填以玉、顴前下垂、鬚長至胸、鼻上眼下、有數紋、古者或漆飾、而今全身黑黯、不可辨知、古色蒼然、爲千年外物、維新後學司廢、而扉不開、村童或入、爲玩弄、始知其腹虛有字、無[illegible]、字亦漫滅不可讀、其可讀者、曰「予時侍講筵、學徒八百人」、其下剝蝕、不可讀、而有「都良香」三字、又剝有「元慶丁酉冬至」六字、其下又剝有「執體長尾但馬守憲長」九字、又剝有「天正三正月庚申之丑刻刻四德稚八月上丁忌畢」廿字、因考之、侍講筵等十字、決非國學之物、而考古書、我大學所奉者畫像、而非木像、或非學院、勸學院等所用歟、丁酉者陽成即位元年、都良香時爲文章博士、長尾憲長、蓋上杉老臣、天正三年四年、二回修祭奠、因記之也、本邦祭祀、多祭其忌日、故憲長以上丁爲先聖忌日、故云上丁忌畢、猶言上丁祭畢也。

今按、近世學校置く所の聖像は、其制作古意古法に合はざることは、先人多く之を疑へり、此足利の聖像も往昔は畫幅たりしこと、永正六年宗長紀行の文にも見えたれば、今の像は古作にあらざること勿論のみ。（東路の苞云、岩松殿靜喜より、若殿原相そへられて、下野の國佐野と云ふ所へ出立ち、足利の學校に立寄り侍れば、孔子子路顏回、此肖像を掛けて、諸國の學徒頭を傾ぶけ、目ぐらし居たる體、最かしこく且は憐れに侍り）此聖像につきて、頗精細なる研究は、史學雜志に見えたり、[illegible]の著物には非ず。

東寺[illegible]誌云、足利の本像は木片を寄せて作り、内面空闊にして銘あり、稱して胎内文字といふ、像破敗れて僅に文字を讀ふを得べし、之を日光に照し、鏡面に反映せしめ、讀み得しものは次の如し、

當寺[illegible]言詣
予時結[illegible]八百餘人[illegible]女　都長香
當國[illegible]大日本[illegible]、、元[illegible]元丁酉冬在當國、、、
、、、、、、、、、、、中華人權大僧都、、、
、、、、、、、、、□之彩之同宗第三機律師、、、
、、、、、、予時能化江左入日新字、、、、、、、
、、執權長尾但馬守憲長也、、、、、、、、、
上獻三寶、、、、、、、、、、、、天文三年
正月甲申之日[illegible]製之明四年秋八月上丁
[illegible]
於櫻下小路上
同其[illegible]法具諸補一个合方潤色之葉偈之一木像以四百
字之孔方
爲硯水

之に依れば、天文三年、[illegible]氏甚長と共に、同氏等の供養のため、新に聖像を刻し、斯校に納めしものにして、題識は首尾を通して、一筆に成れるものなり、獨り「都長香、元[illegible]元丁酉冬在」の十字は、墨色書体共に新異にして、一見後人の加筆なるを知る。○又云、[illegible]寺圖に、今日の學校の位地に、何等の建物を見ず、然るに永祿、天正頃の地圖と見るべきものには、既に學校は(今日の位地に)鑁阿寺と相接して在り、大草紙に今の地とは[illegible]也、[illegible]とは今も本城(ホンジヤウ)なる字を存する處ありそこ[illegible]、長尾氏[illegible]に居城するに及んで、城地内にありし學校を、今日の鑁阿寺の隣地に移したる者と考へらる、[illegible]、[illegible]は、[illegible]より[illegible]への[illegible]轉にして、此時は學校の東南四五町の、字十念寺にありしが、後永祿洪水の際、此十念寺より今日の位地に移したり、今猶當日の瓦を出すを以て其證とすべき由述べたり、固より[illegible]に渡良瀬川の洪溢せしは事實にして、鑁阿寺の[illegible]記等にも[illegible]を得れども、唯其當日の數瓦を以て、何故に學校の瓦と推斷するや、疑はしき所にして、却て其地を十念寺と稱する事、及び古碑をも掘出せし事等より考ふれば、廢寺の遺跡なりと推斷するの至當なるを信ず。

今按、人類學會雜誌に、渡瀬の邊なる學校舊址と傳ふる地より、[illegible]の文字ある數瓦二枚を獲たりと、[illegible]せる者あり。

長林寺(チヤウリンジ)　足利町の西北なる[illegible]中(西宮)に在り、足利長尾氏の菩提所なり。○[illegible]誌云、大雄山長林寺は、町の西北、字西の宮山麓に在り、越前[illegible]寺末派にして、足利城主長尾但馬守景人、文安五戊辰年十月、越前國[illegible]寺の僧大見和尚を招請し、創建する所、初め長[illegible]寺と號し、後龍澤寺と改め、又今名に改稱せりと、所藏の長尾景長、全憲長、今政長、今[illegible]等の[illegible]像あり、堂の西數十武の所に石塔十九あり、文字の明かなる者甚稀にして、僅に判し得るものは、文明四年五月□日といふもの、及び「芳禪定門……十二月廿七日」といふもの等なり、前者は景人の墓なるべく、舊記に景人の死を文明六年五月廿日となすは誤ならん、後者は享徳三年十二月廿七日死の實景の墓か、景人を景久とも、景實とも書す説あれども、共に誤れり、長林寺本長尾系圖、古河長尾氏藏長尾系圖、及び[illegible]長尾系圖等に據れば、景人が入寂せしは文正元年十一月十五日にして、即應仁元年の前年なり。

福巖寺山(フクイシ)　足利市街の西端の高丘にして、蓮臺寺(レンダイジ)あり、近年其南方を開きて公園と爲す、或は蓮臺寺山と云ひ、又[illegible]、[illegible]等あり、此山麓々に、古代遺墓散在す。上野音讀志に「蓮臺寺山の石室より、古き大刀を掘出す、又[illegible]と云ふ、其寺に藏す」と述べたり。石室とは即古墳にて、そこより發き出したる刀に彫文ありと云へば、[illegible]なるべし、[illegible]時代に石室を造らん理なし。○人類學雜誌云、世にも知らるる如く、足利には古墳の散在するもの甚多く、是等古墳の內容より往々上代の遺物を掘出す事有り、されど何れも皆發掘者の或は田を作る爲め、或は道路を設くる爲め、偶然に開發して獲たるに止まりて、學術上の目的を以て探究しゝに非ず、故に多くは散逸して、何れの墳より何品を出でしかを詳にする能はざりき、明治十九年、坪井正五郎氏、公園に留まる五十日、二墳を發掘し、人骨、武器、馬具、金屬環、曲玉、切子玉等を獲、近傍なる古墳を發掘し、又石器時代の遺物たる石器、土器を採集せり、公園には總て五墳あり、同氏は第一には一人、第二には十四人を葬りしと推定し、其一に石を充たしたるを以て、猛勇の人を鎮めしならんと云ひ、木片無きによりて棺無かりしならんと云ひ、金屬環は紐を結ぶに用ふるものとすと論し、或者は[illegible]の首を腕に着けしが如く、或者は金環銀環を衣服に着け、軍人は[illegible]の刀を帶び、弓矢を携へて、戰時には鐵鎧を着し、既に[illegible]有り又[illegible]をも有り、乘馬の尾有りしならんと判斷せられ、又其等の墳墓は、應神帝時代以前の製作なりと定められたり、明治廿六年には、更に法玄寺山に遺物の發見ありて、墳墓上部の服裝頗明麗なる者を得たり」○法玄寺山(或は標準山、二本松山、又石尊山と呼ばる)とは雨祉山の南の尾にして、直に市街の上を壓し、鑁阿寺の西、蓮臺寺山東宮公園の東北にあたる、稱呼は法玄寺の傍に相應ふ。

(蓮臺寺山)

餘戶鄉(アマリ)　和名抄、足利郡餘戶郷[illegible]、今の北郷村なるべし、即足利の餘戶にして、其北に當たる、[illegible]書に五十部を以て之にあてたるも、今採らず。

月谷（ツキヤ） 今江川、田島、名草、菅田、樺崎、利保等と併合せ北郷村と改む、足利の北方なる諸村里なれば也、月谷の西嶺は即行道山にして、山中の奇石、古蹟を拔くの著あり、僧院あり、淨因寺と稱す。關八州古戰錄云、天正十二年三月、足利の城には、金山南方衆に圍まると聞き、若亦諸る際に乘り、佐野より働きかくることも有べしと、道圍山に遠見を居ゑ、要害山腰に石弓、木弓、狹箭を用意し、藤坂、月谷、田島の郷人等を相添て相守れり。

（田島）

名草（ナグサ） 今月谷、樺崎等と相合す、北郷の中にして、足利市街を去る一里半、安蘇郡西間と山嶺を以て相分つ。古文書に、五百部郷内名草給田とあるを見れば、此地もと五百部郷と稱せるを覺ゆ。

新編相模風土記云、讀具金銅聖天像一躰、裝押手、料所、下野國足利庄赤見郷内田島、同庄八日町在家一宇、並同庄五百部郷内名草、給田壹町等事、檀少僧都弘俊、右任代々相傳之旨、相副淨妙寺殿御下文、手繼證文、并名草給新御寄進狀等、所讓與也、就中彼名草給事者、自鶴岡別當坊御方、爲每月御供料所、去永享三年十月三日所有御寄進也、然間一日十五日御供等、努々不可有懈怠者、此外寄進之不知行數箇所在之、速々可有申沙汰之狀如件、永享五年四月五日、法印珍譽」接するに、名草は足利郡の屬なり、又同郡内に五十部村あり、是五百部郷の譌誤せしならん、安蘇郡に赤見村あり、八日町は今知らず。

樺崎（カバサキ） 今北郷村の大字とす、即足利町の東北一里、安蘇郡赤見村と山嶺相隈る。赤御堂あり、いはゆる樺崎八幡宮なり。

樺崎八幡宮（カバサキ） 國志云、樺崎八幡宮は其田二十石、神主を長谷寺といふ、足利七郎義兼の建立にて、義兼晩年佛法に歸依し、終に遁世して諸國を廻り、後此堂にて入定せりと、時に正治元年三月八日。○史料通志云、樺崎八幡宮は旧足利義兼の廟堂にして御影堂也、丹腰もて之を塗りしかば、又赤御堂（アカミ）と稱し、結構の美を致しゝが、足利氏の衰へしと共に廢頽し、八幡社となりて纔に存す、滄海その麓を繞り、寶として山陵の如し、嘗古の光景にして、明治の前までは、偉數多の五輪石塔ありしが、神佛分離の際、これを近傍なる光得寺に移せりといふ、鑁阿寺縁起には、赤御堂を奥院とも記す。

（赤御堂）

利保（カガホ） 今北郷村の大字にして、樺崎の西なる田野を占む。利にかがの訓あることは、天武紀九年紀に見ゆれど、其を要なる書にせず、足利郡の條に參考すべし。

大窪郷（オホクボ） 和名抄、足利郡大窪郷。今毛野村にあたる即足利郷の東とす、毛野に大久保の大字の存するは、大窪の遺稱たること見るべし。

山川（ヤマカハ） 今勸農、岩井、大月、鵤木（イカルギ）、大久保等と併合せ、毛野（ケ）村と改む、足利町の東一里許。

足利庄山河郷内、觀音堂、借身寺、並寺領在田畠等事、去三月十一日、任御教書旨、打渡下野道壹太郎左衛門入道代僧等也、仍執達如件、

寶徳三年四月十日 安房守（判）

助戸（スケト） 山川と足利の間なる村里なるが、今足利町の管内へ入る、山川の北に丘陵あり、樺崎に至る三十町、其間、道を通して一條を通す。

岩井（イハヰ） 助戸の南に勸農（クワンノウ）、岩井の二大字あり、勸農は蓋勸納の訛にして、足利庄の田租に出でたる名目也、岩井は渡瀬川に臨み、岩丘あり翼立す、（岩井は即此丘名に出づ）關八州古戰錄に、足利の古城は即此山の城にて、又要害山を云へるにや、勸農城とも云へば即是なり、紀ふべし。松陰私語云、文明四年、長尾景信以下、足利勸農城中入馬、盡一揆、皆以城外向陣、五十子當州者、金山麓、今寶寺西南にて陣。

（勸農）

猿田（サルタ） 山川の南、岩井の東にして、足利より梁田に至る道路は、此にて渡瀬を越ゆ。天正八年、長尾顕長（足利城主）と佐野宗綱と若林郷、猿田に合戰の事所見あり。大草入裥（ツクノギ）は山川の東にて、今は同く毛野村の大字とす。在紙、結城戰場の條に、入裥氏は結城方なりし由見ゆ、在作の武士なりけん。

（入裥）

松陰私語云、文明四年、入裥の城見廻るに、落口者北也、城主赤見、加胡、大高以下、皆佐野一族中也。

川崎（カハサキ） 今山川、大久保等に合せ毛野村と改む、山川の東大久保の南にて、渡瀬川に縁る、對岸は即梁田町なり、されば兩國の境を過ぎ、寺岡にて足利佐野の境界に會へり。

古河志云、川崎村山伏貞瀧坊は、小野寺氏の裔孫にて、古文書を傳來し、燦然たる舊家なり、寺號を□□山蕊覺寺といふ、

讓狀之事 下野國小野寺七ヶ村、並佐野庄之内小中郷、堀籠郷、同國足利之庄内河崎三ヶ村、同國之内牧野十貳ヶ村等、右所々知行分等、地頭之事者、並給門跡願通讓與所、是實也、仍爲後日、讓所之狀如件、

暦應元年六月十八日 通氏（判）

態令啓候、仍去秋已來、樣々其方御稼故、愛元令落着候、於此上も佐宇被相談、始末等之儀、景長任□□□津久井藏人口上申含候條、不能具候、恐々謹言、

二月廿六日 昌綱（判）

貞瀧坊

所傳の系圖に據れば、通氏の四世孫、圓心法印の子、弘寛、明應二年、發落して聖護院の弟子と爲り、貞瀧坊と稱すと。

大久保（オホクボ） 今川崎と合せ毛野村と云ふ、和名抄大窪郷名の遺也。○松陰私語云、先年（文明四）長尾左衛門尉景信、向佐野庄中、八裥城出張、先從早與木由著陣、從進圍築早馬意着陣、打向景信被陣立、數地深十里

十五里、日々自出々可相動、此迄遊遇事、不可然、因繁無行分矢場、大善邊取陣、此地可被相動處、此迄進過日肯次第也、自餘之衆如何、當手者此地可取陣申挿、大窪若寺高之新田之島取陣、長尾景信此儀尤也、般若寺之山之前後岡崎取陣、國繁無價對面、賞戰若寺者、開及繁地、本陣者陣軍地之質守也、云々、

足利之庄大宮郷之内、於高峰之事、如前々可被相拘者也、恐々謹言、

十一月廿三日　長尾政長（判）

川崎村良福坊文書の中に見ゆ。○大久保山の邊に、近年古墳の墳墓出土品を得たることあり。〔人類學雜誌〕

寺岡（テラヲカ）

今駒場、多田木、奥戸、稲岡等と相合せ、富田村と改む。山川、大久保の東にて、安蘇郡界に臨む。鐵道停車場あり、足利へ四哩、佐野へ三哩。

（駒場）駒場は、結城軍記に、四世時應の子、大内彌三郎宗重が、野州駒場四浦村が賜りしとある地ならん。大内と云ふも在名ならば、此邊の舊地名になきか。鎌倉大草紙に、結城軍、寺岡左近將監あり。○南摩氏進達錄云、寺岡村佐野氏、爲同族之宗家、昔仕德川氏、爲麾下士、住江戸、明治以後、移居此地、所藏什寶、有德川家輸、及豐臣大閤、德川東照、台德、大猷諸公手柬、二十餘通、又有古直垂衣、赤色雲紋、日是爲東照公遺物、相傳、公之討上杉景勝也、抵小山、聞石田三成舉兵、留秀康當景勝、嚮唐澤城主佐野昌綱以之、詣西征、昌綱即率部從公之衛、當時於大兵強、爲東照公所依賴如此、是所以有此賜也、野史昌綱作政綱、

稻岡（イナヲカ）

今富田村の大字にて、寺岡の北一里。○唐澤老談記云、稻岡、西場、駒場、貝木、寺岡、村上、羽田、此村々七ヶ村は在當にて、元は佐野氏代々支配の村也、長尾殿小田原と同心にて、新田、飯野、富樣之加勢にて、右七ヶ村之今は度々宗綱公と御取合、毎年之合戰、宗綱一度も後を取不被成、長尾殿貝木山に陣を取、宗綱公は寺岡村岡崎山に陣を取、出流川を隔ての合戰なり、又云、天正年中、長尾殿貝木山に御出之由を、唐澤へ申上ければ、鎌倉御用意之事なれば、足黑村に御しのび被遊、無二無三に討て出る。

駒場の大小山は、蒼翠翠微の間に大小の二字形を見る、亦一奇なり、山中に飛泉ありて、銷夏の清遊に佳なり。

多田木（タダキ）

今迫間（ハザマ）、寺岡、奥戸等に合せ、富田村と改む、寺岡と大久保、川崎の間なり。大草紙に天命貝木山の城と云ふは此地なるべし、天命（佐野）驛の西一里半。

（貝木）（迫間）

正木岩松文書、足利成氏十二月十三日書狀（無年號）「就天命貝木御敵退散被申上候、御披見了、上杉兵部少輔以下、被討漏候事、御無念至候」

鎌倉大草紙云、康正元年、長尾左衛門入道昌賢、武州上州の軍兵を催し、上杉入郎藤朝、同名鼻和（ハナハ）六郎、同七郎、憲明、野州天命貝木山にたて籠り、成氏退治の謀を回しける、成氏即天命貝木山へ押寄、四方口々の用路をさし塞、遠責に攻給へば、兵粮運送の道なくして、越後上州の兵ども、一戰にも及ばず、忍び〳〵に落行けり。○小學下野志云、天正八年、足利城主長尾顯長は、安蘇郡の佐野宗綱と不和を生じ、岡崎山、多田木山の間に戰ひ、又入鬮、猿田に戰ひしが、顯長敗れて足利を燒かれしかば、翌年大擧して佐野を犯し、其支城免鳥、彦間を奪ひ、十一年終に宗綱を彦間の須花坂に殺せり。（古戰錄に迫間山と云ふは、多田木山と同異如何、共に近接の地なり）○新田老談記云、景信公岡崎山に御馬を立、跡勢を待給、宗綱公も羽左間山の後迄、御出被成、間藤信公も御對面にて御悦、早速佐野本城へ御入也、

幡川（ハタ）

安蘇郡の山中に出て、其田沼に至るまでは、全く山峽中に在り、以下三里、其末流、本郡奥戸と高橋の間に至り、渡瀬へ入る。六十五大川流域志云、幡川（又旗川とも）は二源に出づ、一は上彦間村より發し、彦間川と云ひ、一は野上郷佐原村より發し、野上川と云ふ、戸奈良村にて二川合流し、幡川と唱ふ、川崎村奥戸に至り、渡瀬川に會す、河線十里。

埴田鄕（ハニダ）

和名抄、足利郡埴田郷。○國邑志云、本書堤とあるは恐らくは埴の譌ならん、今の羽田村歟、其傍の高橋は古名船橋里にて、佐野の名所なりとぞ、下野國志に羽田、高橋は埴生に誤せられ、一郷なるべき地なりと云へり。

羽田（ハネダ）

今村上、高橋と相合せ吾妻（アヅマ）村と改む、寺岡の南にして、足利郡東南限の地とす。旗川あり、北方安蘇郡の山中に出て、羽田と山崎の間に至り、渡瀬川へ入る。○東鑑、正嘉二年の條に、足利向田太郎あり、向田の地名今聞こえず、もしくは羽田の誤寫にやあらん。

高橋（タカハシ）

今羽田と相合せ、吾妻村と改む、足利驛を去る二里半、渡瀬川の岸に瀕り、對岸は邑樂郡早川田なり。

鎌倉大草紙云、永享十二年、簗田桃井が官の輩、野田右馬助が郎等、加藤伊豆守以下、御所方になり、足利庄高橋郷野田の要害に蜂集て旗をあげ、上州を討平くべしと評定す、上野の守護代大石石見守憲重、手勢計にて、四月四日、同國角淵に出陣す、さる程に近所の人々少々馳付ける程に、是を待合、今九日高橋の城に押寄、塀際に馳かけ候へ、大勢を一つに集め、向城の如くに備へたれば、城に籠る敵の軍勢、愛なば落て、重て大軍を起すべしとて、其夜城を拂て引て行く、（按文中高橋の郷野田とあれば、此に野田て、馬名もありしか、今高橋の西、渡瀬を隔てて野田村あり、後屬を指すごとし）簗色國府野美濃守、同舍弟等發向て、大石に討にけり。

梁田郡（ヤナダ）

（簗田郡）

明治二十九年廢して之を足利郡に合す、面積二方里、全く渡瀬川、矢場川に囲繞せられ、低平の田野とす。梁字古書多く簗に作る、和名抄箋注引具に「魚梁、毛詩注梁魚梁也、和名夜奈」と「谷風箋、毋逝我梁、毋發我筍、傳云梁魚梁、筍所以捕魚也」云々、此に竹を冠するは、筍竹を以て造れば也。

和名抄、梁田郡夜奈多と注し、三郷に分つ。往時の郡境は、渡瀬川其西南を流れて、上野山田郡邑樂郡と相限り、其北は足利郡と田土接續して、相分つ所なし、後何の世よりか、渡瀬の水二派に分れ、足利郡の地を貫穿し、遂に河道其本支を倒置して、北派を以て本河と爲す、因りて從前梁田郡の西南限を爲しし渡瀬は、幾せて一綫流を遺すのみ。近世検地、簗田郡一萬四千石。

田部郷（タベ）

和名抄、足利郡田部郷、今山邊村にあたり、近世簗田郡へ入りし地なるべし。即足利驛の南なるが、渡瀬の水、本郷と足利の間を貫穿せしにより、簗田郡へ入りし者とす。

（田中）和名抄郡郷考云、足利より渡瀬川を隔てて、南八丁許に、田中村といふあり、そこなるふるき人別帳に、田部井村とかきて、タメガヰと訓したるを、後に田中と改めたりと、されば田部郷はそこなり。○國邑志稿云、姓氏録に「田邊史、豐城入彦命四世孫、大荒田別命之後也」と見え續紀十八「鴨田邊史難波等、上毛野公姓」廿四「田邊史廣本等、五十四人、賜姓上毛野公」などある田邊史の故里にあらずや、田邊はタノベと訓めど、田部と同語にて古事記日代宮の段に「此之御世定田部」とあるに出でたる者とす。（萬葉集巻二十に、下野梁田郡人、大田部三成と載す、大田部姓はやがて此田部郷と相涉る所あるべし、上野國佐位郡にも田部井村あり）

（田部井）

借宿（カリヤド）

今堀込、八幡、田中、借宿等と相合せ、山邊村と改む。足利驛の南に一水を隔て、梁田郡への通路は、借宿を經由して往來す。借宿の西に市場村あり、今山田郡の管内とすれど、昔時は本郡の屬にて、田部郷内たりし如し、地形に觀察すべし。

寄進　[illegible]寺
　下野國足利庄内借宿郷、佐々木近江守跡事、
　右爲一切經會料所、所被寄附也者、依仰寄附如件、
　觀應二年九月廿三日　散位藤原朝臣[直義]

（八幡）借宿の東に岡崎あり、足利驛の南に對する、淺間山と稱へ、双峰に分る、此岡山の西南の尾に八幡宮あり。○下野國志云、八幡村の八幡宮は、朱印二十石、別當[illegible]寺は眞言宗なり、神主を藤田播磨といふ、足利式部大輔源義國の建立にて、足利源氏代々の産土神なりしとぞ。

大宅郷（オホヤケ）

和名抄、梁田郡大宅郷。○今御厨村にあたるべく、矢木宿あり。矢木はヤケ（宅）の訛なるべし、宅と家と通し、古代の[illegible]、郡家官倉の所在なりしとも呼び、公にも通ず、蓋此にて[illegible]の所在なるを思ふべし。

八木（ヤギ）

（矢木）今島田を合せて御厨村と改む、借宿の南東一里、昔例幣使道の一驛にして、矢木宿とも云へり、近年福居と改めしことあり、[illegible]中の行程抄に「矢木は[illegible]より二里八丁、是より[illegible]に近く、やけの轉なるべし」云々、下野國誌、八木につくる。

（福居）（御厨）福居町及御厨村と改むるは、昔の簗田御厨の境内なればならん、今も所々に[illegible]の小祠あるは、伊勢神領の遺風を傳すべし、而も福居[illegible]を、特に下野二宮と稱するは、國府所の遺址か、○神鳳抄に、[illegible]に據る、簗田御厨、内宮上分絹九疋、口入九十三疋、絹二千把、糸二百段、外宮上分八丈絹十疋、四丈布十段、[illegible]同[illegible]國定、布九十段。

大神宮[illegible]下野國簗田御厨[illegible]等、[illegible]可令[illegible]長寿[illegible]之由、[illegible]云々、神税事、每年[illegible]之條、[illegible]先例、依有子細、拾貫等年可有[illegible]、所令[illegible]也、更不可有異儀之状、依仰[illegible]、寛安元年八月三日[illegible]（[illegible]、[illegible]）

御厨村大字高宮の畑に、近年古墳土偶十餘枚を獲たり、[illegible]の古墳にも、埴輪及び銀飾等を發見せり。

澁垂（シブタレ）

（澁多和）[入上都甲雑志]

今上澁垂は御厨村の管内とし、下澁垂村は梁田村の管内とす。梁田郡、平維江所小野寺に、澁多和（シボタワ）とあるも、澁垂に同じかるべし。○一書に、文化年中、澁垂村の機屋に[illegible]の業を工夫せるより、一名[illegible]と爲り、足利市に其種の織物を貢供すること、年々百萬反に及ぶ云々。梁田郡の織巧は、往時[illegible]貢進の、絹布に[illegible]せらる。

深川郷（フカハ）

和名抄、梁田郡[illegible]、今梁田村、久野村にあたるごとし、[illegible]の東なり。[illegible]渡瀬と注す。又東に[illegible]。[illegible]にも同名ありて、[illegible]見ゆ。

梁田（ヤナダ）

今梁田村と云ひ、近接の小村里をも合せたり、矢木の東一里、例幣使街道の一驛にして、佐野へ二里半、又足利より館林への通路も此を過ぐ。

梁田は中世の御厨領内にして、尋に梁田氏の居住せる處なりければ、後梁田宿の名を負へるならん。梁田系圖に、平維茂より六世孫、美助梁田郡に居り、鎌倉公方（足利氏）に仕へたりと、永享の亂に、梁田河内守（満助）同出羽守は、公方持氏の難に殉死し、其子河内守（持助）康正文明の亂に、成氏（古河公方）の羽翼と爲り、關宿を守る、子孫遂に相續きて關宿の城主と爲る、事は鎌倉大草紙、永享記、南朝紀傳、梁田家譜等に見ゆ。○今梁田宿の西北大字福富（フクトミ）に、梁田神明社ありて、下野國二宮と稱す、蓋

（簗田神明社）

梁田御厨の政所に祭れるならん、簗田、御厨の條を參稽すべし。

下總舊事考云、梁田氏其先出於平氏、實助、梁田郡、園児梁田高貴、高貴子氏助、稱梁田左衛門、…中務…、…貞助子俊助、稱中務…、中務官軍、…、…助子經助、…、…持助、…、…子…助、二世昇稱…、…、…、…、…、持氏、…子、即成氏也。

野田（ノダ）

今久保田と合せ、久野村と改稱す、梁田宿の東南に隣る。鎌倉大草紙に、足利庄高橋郷野田の城と云へるは、此地ならん。野田の東北、渡瀬川を隔てゝ、高橋村存す。

野田氏は簗田氏と相並び、古河公方の羽翼たりし狀、大草紙に見ゆ、即此地の住人なりしなるべし。下總葛飾郡野田も、此野田氏の移居せる、城名に出てしに似たり。鎌倉大草紙に「享徳元年五月、古河の住人野田右馬助……人を鎌倉を攻め進す」と云ひ「永享十二年、野田右馬助が郎等、加藤伊豆守」また「野田が家人高倉が首を、古河に於て田島太郎取る」又「野田遠江守が家人加藤尾張守」又「享徳四年　成氏公方は古河に居形を立て、野田城に野田右馬助を籠置」云々。右馬助は代々の通稱なり。享徳四年野田城とあるは、梁田郡に非ず、其勢より推斷して、下總葛飾郡たるを知べし。

金山新田記云、謙信公も、古田の早鐘の音を聞驚き、早々渡良瀬川を越え、佐野足利の境なる、…山へ御着有て、…勢を待給ひけり、…、市場、野田、…田、川崎の…人數を出し、…の勢を集て、上を下と返しけり。

小曽根（ヲソネ）

今高松、羽刈、高富等と相合せ筑波村と改む、野田の西南、矢木の東南にて、矢場川に至り、邑…、中野、多々良の諸村と相望む。

餘戸郷（アマリベ）

和名抄、梁田郡餘戸郷○今詳ならず、渡良瀬川の餘戸にて、小曽根などの邊にあたる歟。

安蘇郡

安蘇郡（アソ）（阿曽郡）

足利郡の東に隣ると雖、山河懸隔して、足利と相抱き、地勢全く上野州へ入る。今面積約二十三方里、人口九萬、十五町村に分ち、佐野に治す。

安蘇郡は和名抄四郷に分つ、中古の文書、或は阿曽郡に作る、又佐野庄の叢稱に因り、郡名を失へしことあり。近世檢地六萬七千餘石の郷とす。名義は麻續の略か、麻を産す。○國邑志稿云、佐野庄は即安蘇郡なるを、北條軍記には上州佐野と云へり、萬葉集にも「かみつけ奴安蘇のまそむら」とよみ、安蘇郡は下野なれど、上野へ近ければ「かみつけぬ」ともよめるならん、今も本郡は山畑に麻を多く作れり、下野國志に、安蘇の名義も麻より出てしと論じ、郡内馬門村には麻田明神あり、遠近の民麻をさゝげて祭る、又鐙野村に赤城明神あり、古は上野國なれば、上野赤城神を祭る歟、云々。

麻續郷（ヲミ）（小見）

和名抄、安蘇郡麻續郷。○今田沼町、赤見村、閑馬村、三好村等にあたる。郡部の西北隅にして、足利郡に接す。田沼の管内に小見の大字あるは、即麻續の遺唱なり。

續紀、寶龜元年五月、下野國安蘇郡主帳、外正六位下若麻續部牛養、授外五位下とあるを想へば、麻續郷は其若麻續部の住里なりし…、又…は、…にありけん。○邑志云、安蘇…今…にて、…（同記）一名…、下野國一百…、…年…と…せ、安蘇郡に麻續の名きあり、萬葉集に

可美都氣努安蘇麻素武良かきむたき寝れどあかぬを
あどかあかせむ、

と云へる上野國歌も、下野を誤れるにや、但し安蘇は古上野國の内に屬せしことありしにや、麻素武良は眞麻群にて、身抱きて寝る狀に譬へたり。

彥間（ヒコマ）（閑馬）

今上彥間を常盤村と改め、下彥間を野上村と改め、閑馬、山口等を合す、田沼町の西北なる山谷を占む、足利町の北二里許。

佐野系圖、吉水判官…子、彥間太郎…とし、彥間…、山形郡は閑中、長…佐野軍記等に見ゆ、下野國志云、天正十年、佐野宗綱は、足利の長尾但馬守顕長が為めに、彥間の城を…、同十一年正月元旦、宗綱…に…、討…「佐野…記」今彥間村の貝吉に是有る太郎忠綱の…あり、佐野軍記を案ずるに、忠綱は宗綱亡の後、足利上杉…に…けるが、故有て此所に來り自害せりと。○關八州古戰錄云、天正癸未正月、佐野宗綱は大貫隼人直、富士源太を招て、…元日、…の人數を率て、足利表へ出馬、本道の寺岡通りは程遠し、…て、須花の城を乘捕り、相合…、彥間、…山までも押詰けんと下知せられしに、須花坂に至り一戰あり、宗綱打死。（須花坂）

根本山（ネモト）

彥間の奧にして、太平別當…なり、足尾渡瀬の溪谷と、安蘇郡との分界を成す、山中に神祠あり。

赤見（アカミ）

今赤見村と云ひ、寺久保、出流原、石塚、小中等を合す、彥間の東南にして、田沼町の西に隣る。

東國戰記に、天正十八年、佐野天徳寺了伯、一旦佐野の主君と仰がれしが、殿下の御家人、富田知信の二男、信種を養子として、家督を讓り、了伯は赤見郷に隱居、云々。

小野寺文書に、小中(コナカ)郷は其宗領たりし由見ゆ、又小野寺道氏は小中新左衛門と字せしこと、系圖に見ゆ。國志云、安蘇郡小中に人麿明神の祠あり、山形村出流原村にも祀りてあれど、いつ頃何人の祀初めしか知り難し。○小山義政謀叛して、鎌倉殿(氏滿)の討手を被りける時、長野、寺窪の城にも、兵士を置く、寺窪とは安蘇郡の寺窪にあらで、那須郡永野村の中歟。

(小中)

石塚(イシヅカ) 今赤見村の大字とす、新編武藏風土記なる埼玉郡皮田村、久伊豆(ヒサイヅ)社の金口銘に曰く、

長祿三年己卯四月、[illegible]、下野州佐野庄石塚郷、[illegible]

盛の下は綱の字たるべし。

田沼(タヌマ) 今田沼町と云ふ、人口一萬二千、隣近の戸奈良、栃本、吉水等をも合す、佐野驛の北西二里、秋山、舟津、[illegible]の諸山谷の谷口にあたる。

[illegible]從來佐野系圖に、佐野庄司[illegible]の子、[illegible]、田綱の子、佐野小太郎實綱、小次郎景綱(號上佐野)九郎重[illegible]など見ゆ。(國志云、田沼[illegible]、一瓶山[illegible]寺、眞言宗なり、每年當國第一の[illegible]り、近郷の俗スムカリを調へて、藁苞に入て、廣前にさゝぐ、そは[illegible]、大根におろしと、[illegible]、酢を加へ[illegible]して煮るなり、宇治拾遺物語に「[illegible]の料に、大豆をいりて、酢をかけける」[illegible]とつれ〴〵、スムカリとて、酢みてよくはさまるなり」とあり、いと古くより聞えたるものながら、今は世に[illegible]。(旗川、野[illegible]、田沼の西に[illegible]、[illegible]川と云ふ。

(田沼稻荷神社)

戸奈良(トナラ) 今田沼町の管内なれど、[illegible]の西にて、山形、[illegible]間への通路にあたる、佐野系圖に、國綱の子に戸奈良五郎宗綱、芝田六郎行綱など見ゆ。(國志云、戸奈良の種徳院は、土田二十九石、萬年山と稱す、[illegible]り、本願は佐野八郎清綱にて、寶治元年六月、[illegible]衛門尉實綱、其に赤見小太郎[illegible]、戸奈良五郎宗綱等、鎌倉法花堂に[illegible]、依て[illegible]菩提のために建立する所也、今按[illegible]系圖に、[illegible]、吉水安房守國綱の舍弟とし、國綱の子を又太郎實綱とす、疑ふべし)

山越(ヤマコシ) 今田沼町の管内なれど、市巷の東に離れたり、[illegible]院あり、本[illegible]佐野六郎[illegible]入道[illegible]なりと云ふ[國志]、[illegible]系圖に、國綱の子、山越六郎[illegible]綱、田沼七[illegible]など見えたり、[illegible]此なるは[illegible]なる[illegible]にて、[illegible]なり。

栃本(トチモト) 今田沼町の管内なれど、[illegible]一百[illegible]二[illegible]、[illegible]下野[illegible]栃本[illegible]云々、[illegible]吉水安房守[illegible]の四男として[illegible]邑也。

栃本城址(トチモトジヤウシ) 又佐野の[illegible]、[illegible]氏の[illegible]なり、[illegible]系圖に、[illegible]六[illegible]、左馬助[illegible]院[illegible]越前守[illegible]、[illegible]栃木[illegible]小屋、本光寺[illegible]云々と、是なり。盛綱より越前守秀綱(號松根院)修理[illegible](號[illegible]寺)とつたへ、[illegible]の子、長は[illegible]、次は[illegible](了伯實綱、號天徳寺、[illegible]なり、[illegible]に合考すべし。國志云、栃本村の平石權現は[illegible]の日[illegible]り、[illegible]とて、[illegible]、東[illegible]に「佐野城は犬伏宿より一里、[illegible]は是より北栃本村の上に在り、[illegible]まで佐野修理大夫[illegible]たり」と、其山の下に平石權現の社あり、是れ田原又太郎忠綱墓主たりし頃より、城中平石曲輪の内に崇祭したるを、近世[illegible]の後に移さるなり、されど四十年[illegible]、神[illegible]中の一[illegible]、出流山千手院へ預け、今後山に[illegible]權現と云ふ[illegible]を揚げて、小祠を立つ、さて此にのこるは、[illegible]の一領なるべし。

栃本[illegible]或は栃木に[illegible]、[illegible]は栃を栃に誤る)古實錄に「佐野領四千貫は、太郎宗綱討死の後は、栃本の城[illegible]無き故、大[illegible]中守、赤見內藏介、武澤源三郎、[illegible]久[illegible]河守、山上美濃守、飯塚兵部少輔、高瀨紀伊守、小見山四郎らの八臣、相集り評議し、宗綱の[illegible]門丸、未だ幼少なり、先主には男子なく、女子三人有[illegible]、天徳寺了伯を[illegible]しめ、[illegible]しとて、[illegible]了伯へ申し遣る處に、其頃天徳寺は[illegible]に居られし」云々、又宗長法師の東路のつとに、佐野の館とあるも、栃本なるべきか、彼[illegible]澤田の根小屋にはあらで、本光寺の邊に、佐野氏[illegible]の居宅のありしならん。

(石[illegible])

[illegible]云、永禄七年、野州栃本の城は、[illegible]庄越前守[illegible]、[illegible]の[illegible]代として守り居けるに、天徳寺了伯、甥の小太郎宗綱を勸めて、再南方の一味になり、辛澤山の要害へ[illegible]、北條家の[illegible]す、[illegible]なる上、兵粮亦乏かりける故、後城を拂て打て出、難なく[illegible]て、沼田へ退き、[illegible]へ[illegible]れり。

本光寺(ホンクワウジ) 國志云、栃本本光寺は[illegible]三十五石、大明山と號す、曹洞宗なり、本願佐野越前守盛綱にて、大永七年卒去、法名[illegible]公、[illegible]十一年正月、彦間數葉郡坂に討死したる、[illegible]も、本光寺に在り。

吉水(ヨシミヅ) 今田沼町の大字なれど、栃本の南にして、秋山川の

[illegible]佐野[illegible]（基綱の子）を吉水太郎とも云ふは、[illegible]吉水村、[illegible]の上に小[illegible]、田原八幡と崇め奉る、田原藤太秀郷の廟とぞ、[illegible]佐野[illegible]建立する所なり。

船越（フナコシ）

（戸室）

今戸室、[illegible]と相合せ、三好村と改む。田沼町の北一里[illegible]山中に在りて、[illegible]葛生の間なる[illegible]なるも。

[illegible]佐野系圖に、[illegible]の子戸室[illegible]綱あり、又同綱の四世孫に小見二郎是綱、舟越六郎増綱など云ふがあり、族黨の蔓延を知るべし。

作原（サクハラ）

（野上）（太郎別當獄）

今[illegible]、[illegible]と相合せ、野上（ノガミ）村と改む。船越[illegible]より[illegible]する溪流は、[illegible]町を過ぎ、赤見、[illegible]の[illegible]に入る、[illegible]川の源なり、太郎別當（タラウベツタウ）[illegible]へ入の東にあたり、安蘇郡の雄峯にて、[illegible]方を[illegible]、[illegible]の山[illegible]なり、この太郎別當の山中、作原の[illegible]間に、[illegible]の奇勝いと多く、中にも蓬萊と呼ばるる地は、實に仙山の想ありと。

秋山（アキヤマ）

今水之木、柿平と相合せ、氷室（ヒムロ）村と改む、作原の東にして、秋山川の[illegible]する所とす。葛生の北凡四里、[illegible]東北は都賀郡[illegible]野、[illegible]と山嶺を以て相限る、氷室山、根木山は此間の峰名なり。

仙波（センバ）

今牧村、豐代と相合せ、常盤（トキハ）村と改む。秋山川の谷中なれど、柿平[illegible]の間にして、出流山の西とす。故に佐野葛生より出流山に詣でんには、まづ仙波に至るべし、葛生の北一里半許。

一本佐野系圖に、佐野房綱、祝髮曰天德了伯、晩居仙波[illegible]國[illegible]山[illegible]、云々。（古河志、小野寺系圖云、小野[illegible]は、[illegible]して、仙波村に[illegible]す。

牧野（マキノ）

[illegible]名にて、小野寺文書に多く見え、牧野庄十二村は[illegible]たり。十二村とは秋山、野上、葛生に[illegible]ての數なるべし。小野寺系圖に、眞木十二村とも云ひ、今常盤村の大字に牧と云ふは、氏號の本つける地なり。

葛生（クズフ）

今葛生町と云ひ、人口六千、多田宿、會澤をも合す。田沼の東北一里餘、小驛市を成す。此地は石灰、並びに[illegible]水石の産出あるを以て、[illegible]を[illegible]き、田沼、佐野を[illegible]て、[illegible]に至る十[illegible]の[illegible]を[illegible]す、佐野へ六里半。

[illegible]八[illegible]、佐野の[illegible]に、[illegible]あり、恐らくは久津布の[illegible]置にして、葛生の在名を[illegible]へしならん、而も、唐澤老談記に、[illegible]の外に葛生[illegible]の名あれば、相混し難し。

談多郷（タムタ）

（多田）

和名抄、安蘇郡[illegible]郷、[illegible]山寺本、[illegible]（今葛生町及び常盤村にあたる、葛生に多田宿、多田中村の大字あり、[illegible]東北[illegible]にして、[illegible]の東とす。

國邑志稿云、談多は脫多なるべし、田沼より出流、柏尾に至る道筋に多田村あり、談は脫の訛にして、即此地のみ。

唐澤山（カラサハ）

（富士）（富地）

又[illegible]澤、[illegible]に作る、田沼町栃木の東にして、今犬伏町大字富士の管内とす。犬伏の北凡一里、栃木の東凡一里、其東麓は都賀郡小野寺村に屬す。此山は佐野の城山とも、根小屋山とも呼ばれ、栃木城址と云ふに同じ、栃木の下に[illegible]、[illegible]云、佐野の[illegible]山、[illegible]田の[illegible]山、佐竹の太田山、是を關東の三の名城と申し、城初りてより、終に攻落されたることなしと申傳ふ。〇富士（フジ）は唐澤山の西麓の孤村なるが、今犬伏町の管内とす。[illegible]、永祿八年五月、[illegible]、下野國佐野庄富地郷を寄進すと云ふは是なり、されど賴亂の何人たるを知らず。〇唐澤老談記云、唐澤の城、大手はけづりはきにて山高く、峰より大石大木を投おろし、[illegible]、[illegible]八[illegible]、塀を屋形山と申也、其外武藏、上野之勢を以、唐澤大手な[illegible]、共信[illegible]云、[illegible]へ、[illegible]ば、早[illegible]より[illegible]り、[illegible]康公へ爲御見舞申出る、家康公、扨々早々の御見廻に感入候、[illegible]く候[illegible]。

（空澤山城址）

[illegible]國志云、[illegible]村の[illegible]山の上を、佐野[illegible]とす、[illegible]原藤[illegible]の築く所にて、六代の[illegible]り、中絶して後、佐野庄司[illegible]して[illegible]す、系圖に、[illegible]八郎大夫と[illegible]す、[illegible]ひ、[illegible]住する[illegible]、[illegible]山に[illegible]三[illegible]して、[illegible]山に住す、[illegible]綱、[illegible]十一年正月、[illegible]小田[illegible]、[illegible]な迎へて、佐野の家名を相續す、同十八年、[illegible]下小田原[illegible]、[illegible]佐野へ打向はしめらる、佐野[illegible]即了伯に歸伏し、小田原[illegible]、[illegible]の一男、[illegible]た養子とし、[illegible]、佐野[illegible]を讓る、[illegible]長元年改名信吉、同七年十二月、[illegible]唐澤山城を毀ち、[illegible]へ移る。〇今按、唐澤山を以て將軍秀郷以降六代の居城と云ふは、古書に徵なく、[illegible]ふべし。佐野庄司成俊の[illegible]に[illegible]したるより、養子[illegible]に[illegible]へて、[illegible]の[illegible]を[illegible]へし[illegible]、[illegible]、山[illegible]の上、[illegible]、[illegible]に

（幸澤）

「天明の上の山、佐野の境に見ゆる」と云へば、天明市早く有りしを知る。
永正六年、宗長紀行、東路の苞に、佐野に前後幾日滞留の紀事あり、日く「佐野の館に五日ばかり有りて會あり、小兒音丸連歌興行なるあり、館の主人山上氏萬守興行、

けさよりは紫さへ色付く萩が花、

たゞ下葉移ろふとや申すべけん、佐野小太郎泰綱亭にて

朝つゆはさり氣無き夜の野分哉、

其の夜野分しての朝なるべし、山上讃岐守見参して、はかぐしかりし事共なり、此所は萬葉に佐野山のいはとよめる、舟橋も此のあたり渡るべし、「中道」又佐野へ歸り着きぬ、其の間ある朝、舟橋を見んとて、安見珠易など此彼打連れて罷りたりし、誠に舟橋渡しけん間見えて、遙々の山もとなり、其あたりの里の名の、ふる戀路と云ふあり、中絶えけん事も哀れにて覺え侍る、伴ふ人々一首づゝなど云ふに、

面かげはけふも昔しの名も知るく閒渡り來しさののふなばし、

昔しの舟橋、更に目の前のやうなればなるべし、舟橋の有りけんと云ふ里に、小川のいと美しき、是も馬にてふと出て逢ひしに、目心も驚かれぬる樣なりし、其の里近く、梶原五郎景政の館ありて、是も同じく打出てゝ、歸路に彼の館にて朝飯の有りし、山前守亭にして、

山松や秋の林のふかみどり、

此の館の山とも、深き林つゞきの秋興ばかりなるべし、片見上野入道開見、宗長多年の知音なりし人なり、四十里ばかり隔たりたる所より、爰もと逗留のよしとて來れり、此の一座の第三などして、珍らしく面白かりし事なり、音丸小兒の里、竹澤山城守宿所にて興行、

時雨るともこゝろの色の木末かな。

今按、宗長紀行に云へる佐野亭、同舟橋の事、山上氏亭、櫻井氏館、はた竹澤氏宿所など、皆何處にや。俗に是間郡高橋村を舟橋など云へど、如何にや。舟橋はもと萬葉の歌名所にて、上野國群馬郡なるを正據とすれど、中世より此地にも其説を成ししなり。文明十八年の道興紀行にも、此下野國の佐野の舟橋を尋ねて、

かよひけん戀路を今の世がたりに聞きこそ渡れさの舟橋。

關八州古戰錄云、永祿甲子、氏政は佐野表へ打向て、大手の前河原筋に陣を取、戰を勵らるゝ處に、大貫、山上、赤見、津布久、高瀨、飯塚、野代、遠藤、小杉、富士、清水など云へる剛の者共、爰を先途と挑み戰ひ、寄手録度利を失ひ、殊に大手の方山高うして、峯頭より大石古木を投下しけるまゝ、南方勢進み得ず。

唐澤山神社（カラサハヤマ） 唐澤山に在り、明治 年、故城址に地をトし、藤原秀郷朝臣の祠宇を建て、唐澤山神社と號す、尋いて勅旨あり、別格官幣社の班に列せしめらる。

近年、唐澤山秀郷事蹟考てふ一書、世に流布す、杜撰甚し、其擧ぐる所の古記文は、悉皆偽作に係る。

南爵氏追遠錄云、富士村登唐澤山、山脈連日光山、牛頂以上、峰巒聳立、嵯峨磔砟、一夫當關、萬兵不能過、振山背、下瞰左右、遠近山野、皆在一目、晴日、遙望富嶽云、奇巖簇列、曰屛風、曰烏帽子、因形似名、曰鏡、曰筆頭名、南隅相迫岸、即古城門也、稍登、曰長阪、曰天狗巖、其下有太鼓巖、項凹、古置太鼓云、又登百餘步有圓井、徑二丈、深三丈餘、泉水盈溢、清洌沁齒、可以救數千萬人之渴、公之相地於此、蓋有故也、井傍平地、爲古御殿處、其上平城、子城、曰城遺址、居之相容、石両中址、今尚現存、老木蒼苔、不見日、唐澤祠在絶巓平城址、民猶知在、按舊記、公嘗營此城、名曰平城、分遣子弟一族、守上野、下野、武藏、會津諸城、公之子孫相承、爲鎮守府將軍者五世、居此城者凡三十餘世、慶長中、德川氏已墜之、移居山邊桃園云、凡公在府、今分二百七十餘年、世延治内、爲諸侯者十八家、噫夫是天所以報公之忠烈、而公之忠烈、又出於大織冠公誅戮安國之餘烈、則其澤流遠矣哉。

樫陰私語云、先年長尾尾張守、向佐野庄赤塚出張、武上之諸軍三千餘騎、打圍唐澤山、甲之城名號、往昔其山高峻、不見麓頃、巖石聳岸、深谷路圖之道、唯有一線之地也、以人力攻不可攻也、然而佐野伯耆守、與長尾尾張守、終日相拒見、云々(文明四年事)

此に小塚、岡戸、甲と云ふ、其地今知れず。

秋山川（アキヤマ）（安蘇川）

安蘇郡の主水源にして、秋山の奥に發し、東南下す、仙波の邊より南に下り、葛生、多田を經て漸く平地に赴き、唐澤山の西麓を過ぎ、佐野驛の西を迂回して、東に折れ越名沼に會涛して、渡瀬川へ入る、長凡十二里。

志付部安蘇の河原よいしふまずそらにとき來ぬよなが心のれ、〔萬葉下野國歌〕

あつま女とれきめて聞けば下野や安蘇の川原に千鳥なくなり、〔源賴政集〕

國志云、安素川とは今佐野、天明驛の西を流る河なり、往古は天明の東を流れしと云へり、安蘇は秋山より出て、末は佐野の中川(渡瀬川)と共に利根川へ入る。

石踏まず安蘇の川原に行き暮れて三吾保の崎にけふやとまらん、〔新千載集〕 寛空法師

並木（ナミキ）（旗川）

今免鳥と相合せ、旗川（ハタカハ）村と改む、佐野町の西半里、足利郡寺岡と相隣り、其間に郡界を限れり。旗川とは、彦間野上の渓流の末にして、田沼を經て此に至り、更に内折して、足利郡羽田村に渡瀬川に入る者とす、長十里にも及ぶべし。

免鳥（メンドリ）

今旗川村の大字とす、天正中、佐野氏免鳥に営壘を置けるを、足利衆に攻略せられしこと、舊書に見ゆ。

古[illegible]云、長[illegible]、[illegible]の北より、館林に[illegible]し、足利管[illegible]には、白石[illegible]守、[illegible]上野介を居ゑ置く、天正中に至り、若林の[illegible]田の川端にて、長尾佐野両家相戰ひ、佐野方[illegible]て、野田、小曾根を[illegible]、館林近邊まで押入し處に、金山より多勢を以て後詰せし故、宗綱引退かれたり、其後佐野の苑島の代[illegible]に、淺羽右近[illegible]住せしを、足利より不意に襲ひ、又は[illegible]、西川邊、和田合戰にも、佐野[illegible]し、敵を討捕る事若干なり、[illegible]、[illegible]崎の[illegible]小野兵部少輔討死し、其[illegible]に[illegible]、日夜[illegible]る故、十[illegible]下知して、[illegible]の[illegible]を[illegible]し、田畑を荒らせ、立毛を[illegible]て、[illegible]なさしむる事際限なし。

佐野（サノ）

今佐野町、人口九千、兩毛鐵道の一驛にして、足利へ七里、栃木へ十四里、又館林へ二里、藤岡へ二里、一郡の治所たり。

佐野驛は古の天命宿にして、慶長七年、栃木佐野城（唐澤山）を廢し、天命に新城を起せしより、專佐野町を以て稱ることとなれり、然るに同十九年、城主佐野修理大夫信吉、故ありて改易せられ、[illegible]倒せられ、一族吉之丞某に家名を續かしめらる、佐野城因りて廢す、今春日岡を其址とす。○[illegible]記云、信吉公、常々[illegible]儀なる事、[illegible]に依り、信吉公を隱居の願、書付にて[illegible]ければ、佐野へ上使被遣、[illegible]村[illegible]晴山に、[illegible]九人に[illegible]、信吉公親子三人、ひしくと[illegible]、[illegible]へ御預けとなる、天明春日山の城、十二年[illegible]

（佐野城址）

同志云、佐野天明驛の惣宗寺は、寺田五十石、春日岡山[illegible]、天台宗の名刹なり、縁起曰、惣宗寺者、下野介藤原秀郷卿創也、初天慶年間、秀郷奉祭日神、[illegible]、[illegible]、[illegible]、創建梵刹、[illegible]、[illegible]、後二百餘年、罹災、永仁年中、復舊規、[illegible]、[illegible]、屢[illegible]、[illegible]山城守佐野信吉、方[illegible]、慶長[illegible]、移[illegible]城於此地、徙寺於今地、[illegible]、[illegible]、[illegible]之、[illegible]、[illegible]萩村[illegible]村田五十石、云々、境内に東照宮あり。
○木曾路圖會云、天明驛の春日岡寺は、往昔[illegible]山より日光山へ、東照公の靈柩を移し奉る時、一宿せられし所なり、寺領五十石は、今の檢地にては五百石にも當るとぞ。

貞享元年、堀田內匠正高、安蘇都賀二郡の內に、五千石の邑を賜はり、元祿十一年、江州堅田へ轉封す。文化九年、堀田攝津守正敦、若年寄たるの[illegible]を以て、佐野の地を賜はり、封凡一萬六千石、陣屋を置き之を治む、安政中加封三千石、城主格に列し、堀田氏以て廢藩維新に至れり。

佐野は本庄名なるが、其安蘇郡に[illegible]田の起りし由來は詳ならざるも、足利庄と相並びて起りしことは、推斷すべし。但し秀郷朝臣此庄に居りければ、佐藤の名字も出でたりと云ふは、信け難し。佐藤は左衞門尉[illegible]の故に出でし者なれば、足利、佐野の當家と其流派を異にす。
[illegible]云、藤原秀郷の[illegible]を[illegible]るに、[illegible]の封、田原の庄司なるを以て、田原藤太と稱し、下野押領使となりて、佐野に住したれば、佐藤といふなり、其系は左大臣魚名の末子、[illegible]より分る、異本に、[illegible]相大臣の男ともあり、[illegible]なり、時代を[illegible]ぶれば、天平寶字より延暦比までの人なるに、下野史生鳥取業俊の女を娶りて、豐澤を生み、豐澤は下野[illegible]とも、となり、又[illegible]鳥取[illegible]俊の女を娶り、村雄を生む、村雄は[illegible]なれば、[illegible]の比の人なるべし、下野大掾となり、下野[illegible]の女を娶りて秀郷を生み、其[illegible]が九十年も後れて、天慶の亂に功を立つと云ふは、年代合はず、[illegible]するに、下野[illegible]、[illegible]家に仕へ、[illegible]し、[illegible]したる[illegible]、[illegible]、足利[illegible]宗綱の三男、成俊を[illegible]とし、成俊の[illegible]、[illegible]、佐野、[illegible]、[illegible]、即[illegible]は佐野[illegible]、次[illegible]、[illegible]、[illegible]には、[illegible]と云ひ、[illegible]、[illegible]一ならず、[illegible]二年、[illegible]に、下野國佐野庄を收めたれば、佐野藤氏は即其庄司にて、地頭世職の家なるを知るべし。

天明（テンミャウ）

（天命）

今の佐野町の古名にして、天明宿と云ひ、東山道の古驛路にあたる。延喜式に考ふるに、足利驛と三鴨驛の中間なれど、當時の驛家にはあらず。太平記に天命宿と云ひ、其後のものに多く見ゆ、[illegible]に[illegible]、式に[illegible]と[illegible]げしは、[illegible]、三鴨廢して安蘇の代ることは、自然の數ともいふべし。○木曾路圖會云、天明宿、[illegible]、[illegible]町[illegible]なり、天明[illegible]にて、天明[illegible]と云ひ、[illegible]と同く、[illegible]せられし名物なりき。

太平記云、觀應元年十二月十五日、宇都宮、氏家、芳賀、[illegible]の人々、宮を立て、其勢千五百騎、十六日午刻に、下野國天命宿に打出たり、此日佐野[illegible]の一族等、五百餘騎にて馳加りける。○結城[illegible]云、[illegible]光朝[illegible]之孫、[illegible]三男者、[illegible]宗[illegible]、[illegible]七[illegible]、[illegible]、不及記之。○[illegible]云、（文明四年）[illegible]、打[illegible]天命宿[illegible]、[illegible]日春日岡打上、其夜中、佐野一黨[illegible]、天明之[illegible]、佐野[illegible]。○下[illegible]、[illegible]正元年閏四月、足利[illegible]、[illegible]、上[illegible]、[illegible]

等走下野、先是岩松持國、[illegible]左京亮、島山式部大夫、佐野伯耆守等、在上野、[illegible]氏、[illegible]記之後、武氏遣信濃[illegible]、出昔[illegible]在近、[illegible]小[illegible]、未た出[illegible]、廿五日、持國[illegible]、[illegible]氏進蒲、薄日成氏遷小山、六月十三日、成氏進到下野天命、十六日、[illegible]石[illegible]、次[illegible]、成氏[illegible]、不及。

香取大明神御供[illegible]、天文十七年戊申七月吉日、下野國天命住人、伴[illegible]右衛門尉卜部宣重作〔下[illegible]所載、香取神宮[illegible]〕

[illegible]云、[illegible]は、天明驛の北にて、古[コヤ]町の鎮守[illegible]とす、[illegible]光明寺、[illegible]山[illegible]なり、仁安年中、[illegible]山[illegible]に[illegible]せし[illegible]にて、[illegible]千[illegible]の梅の[illegible]て、[illegible]中に在り、[illegible]十六石、[illegible]三在[illegible]一[illegible]寺の[illegible]とす。

堀米（ホリゴメ）（堀籠）　今[illegible]と云ふ、人口三千[illegible]、佐野、[illegible]にして、民宗相接す。もと堀籠に作り、小野寺文書に見えたり、[illegible]寺あり、[illegible]につたふ。

下野州佐野庄堀籠郷、應龍山天寳禪寺

[illegible]門　大[illegible]

大[illegible]　中[illegible]

[illegible]宮内[illegible]衛門尉[illegible]有充

大工　甲斐[illegible]守　卜[illegible]

沙彌行阿　沙彌道密

元亨元年辛酉十二月日〔[illegible]〕

此鐘は今[illegible]の日本寺に[illegible]、[illegible]出現といふ、元亨の[illegible]の外に「[illegible]、[illegible]（中略）佐山[illegible]、永德二年十一月[illegible]、[illegible]中、[illegible]せられ、[illegible]へ[illegible]されし也。

下野國小野寺[illegible]七ヶ村之事

小野寺[illegible]、[illegible]佐野庄山中郷、[illegible]之内[illegible]、貳ヶ村等之事者、[illegible]代[illegible]也、[illegible]代々[illegible]也、以此旨[illegible]行[illegible]可申也、仍[illegible]證文讓狀如件、

應永十一年五月三日　　長門寺　達通〔判〕

犬伏（イヌブシ）（犬臥）　今佐野、[illegible]の[illegible]北に[illegible]を犬伏[illegible]と云ふ、[illegible]近の宿[illegible]、[illegible]を合す、人口七千一[illegible]。犬伏は犬臥にも作り、[illegible]五年七月廿二日、[illegible]安[illegible]守昌幸、此宿にて、石田三[illegible]書狀を得て、其長[illegible]守信幸と[illegible]れ、父子[illegible]の[illegible]したる事、[illegible]に見ゆる如し。

犬伏の[illegible]、[illegible]に[illegible]の[illegible]を[illegible]することあり、[illegible]山[illegible]、[illegible]字の[illegible]あり。〔人類學雜誌〕

大栗（オホグリ）　今犬伏町[illegible]字なれど、[illegible]の[illegible]、[illegible]山の下とす、[illegible]に、[illegible]にあるは、[illegible]。

韮川（ニラカハ）　今犬伏町の大字にして、大栗の東に隣る。小山文書、觀應元年、秀親讓狀に、下野國阿曽郡佐野庄内韮河とあるは是なり。

安蘇郷（アソ）　[illegible]郷。〕今佐野町、犬伏町、[illegible]村等にあたる、[illegible]の中央とす、中世阿曽[illegible]の名あるは、[illegible]を[illegible]て、[illegible]となせる[illegible]に[illegible]、今[illegible]の遺名は、阿曽沼に出づ。

阿曽沼（アソヌマ）（淺沼）　今[illegible]に[illegible]、犬伏町の大字と呼ぶ、佐野驛の東[illegible]、小山文書、[illegible]に、下野國[illegible]、[illegible]云々。[illegible]云、天明驛の東の入口小[illegible]に、[illegible]、古[illegible]なり、今は[illegible]になり、[illegible]に東西[illegible]北六[illegible]の池あり、[illegible]一、水も見えず[illegible]也、其東三町許に淺沼村あり、此時に古戰場有て、阿曽沼四郎[illegible]れり、[illegible]は阿曽沼の[illegible]なること知るべし、沙石集に、[illegible]の[illegible]りしに、此[illegible]人の夢に入りて

日くるればさそひし物を阿曽沼の眞菰かくれに獨寢ぞうき、

と[illegible]みし事を載せたり、[illegible]は[illegible]著聞集には陸奥國赤沼の事とせ[illegible]、[illegible]はしき事なりかし、[illegible]は、吾妻鏡「足利[illegible]、[illegible]佐野[illegible]、四郎[illegible]阿曽沼四郎廣綱、[illegible]」と見え、一[illegible]には淺沼にも作る、佐野軍記に、佐野の老臣阿曽沼[illegible]大夫方[illegible]は、[illegible]十三代の裔にて、天正中の人とす。

[illegible]、引[illegible]社[illegible]記云、[illegible]元年七月、北條兵[illegible]、[illegible]軍、足[illegible]子[illegible]、[illegible]阿曽沼、下野[illegible]、今[illegible]、[illegible]見[illegible]寺文書、[illegible]國、併謀阿曽沼、爲常陸耳。〇今按、北條諸系圖に阿曽[illegible]て、[illegible]下[illegible]に、[illegible]の[illegible]治の子、[illegible]守[illegible]に、[illegible]と爲らとも、いへり、[illegible]も[illegible]にて、[illegible]沼には非ず、肥後國阿蘇社領に因める者のみ。

意部郷（オフ）　[illegible]郷、[illegible]今[illegible]らず、[illegible]の位置より推せば、[illegible]の南にて、植野村、[illegible]村などにあたるべし。

意部は下[illegible]郷[illegible]によれば、オフなるべし、[illegible]日ふ、[illegible]の多[illegible]臣の人々の居れるにやと。今按ふに、源平盛衰記、新田足利の郎從に、[illegible]小野[illegible]と云ふあり、一本[illegible]に作るを見れば、[illegible]にて、此意部の[illegible]にあらずや、錄して後の考定をまつ。

植野（ウヱノ）　今[illegible]と云ひ、[illegible]、[illegible]、[illegible]島、[illegible]川など

佐野驛の南なる村里を統ぶ、秋山川の貫流する地にして、渡瀬川の北邊とす、赤城明神祠ありて、境内に古墳の破壊せるを見るべし。

回國雑記に「文明十九年三月二日、とね川、背柳、さぬきの庄、舘林、ちづか、うへのやど、などうち過ぎて、佐野にてよめる、

古へのおとをば遠くへだてきてかすみかゝれる佐野の舟ばし

と見ゆるうへのは、即植野ならん、ちつか詳ならず、舟橋は、今の足利郡富田村とも云へど、是も定かならず。

船津川（フナツガハ）今植野村の管内なれど、越名の西一里、佐野驛の南一里にして、渡瀬川に富みたり、或は船渡川にも作れり。

秦[illegible]、寺姓は江戸小野[illegible]、江戸太郎重長の子を忠重とし其村は小野[illegible]の住居、小野寺二郎經隆の女とす、忠重の子は小野太郎重[illegible]と稱す、子重光、[illegible]房、重[illegible]、禪忠、[illegible]太郎[illegible]門尉、[illegible]に在り、上[illegible]日部へ移り、其子[illegible]守[illegible]高は、永治三年卒す、六十五、其子通[illegible]高[illegible]、高田[illegible]氏に仕へ、[illegible]田小[illegible]、[illegible]、士[illegible]、川俣、舟[illegible]川、[illegible]の村々を知行し、天正十四年卒す、六十三、其子左馬助高成、徳川氏へ歸屬す。

越名（コエナ）今堺村と改む、高山、高[illegible]、馬門、[illegible]等を合す、佐野驛の東南郊にして、都賀郡、邑樂郡と水源を以て相分つ、即南は渡瀬川、東は越名沼なり。葛生の石灰山に通ずる鐵道は、越名を水驛とし、渡瀬川、利根川へ舶載し降る。佐野へ四哩半、利根川（中田渡）へ五里、又藤岡驛へ[illegible]路一里餘。

越名沼（コエナ）一名[illegible]沼と云ひ、越名の東なる溝江なり、南北一里、横幅數十間、小野寺村の關川之に入る。○佐野藤氏追遠[illegible]云、[illegible]畔、[illegible]古頓大、正徳中、古河城主松平信祝墳之、今半爲田園、玉鐙塚村、有五郎宮、相傳、鐙塚五郎[illegible]、[illegible]北面逢三[illegible]國云、佐野氏[illegible]本州一巨[illegible]、天文以來、[illegible]北條氏爭雄、此間常爲戰場。○下野國誌云、三[illegible]山（都賀郡）の北より西に、關川といふ流あり、末は越名沼へ入り、江尻は安蘇川に落つる、沼は南北三十間、東西十五町許。

下野國

下野國（シモツケ　シモツケヌ）上野の東北に隣り、其北界は岩代、東界は常陸、南界は武藏、下總に至る、其地大略三段に分つべし、南部は鬼怒川、思川、及び小貝川の流域に屬し、多くは平曠なり、西北部は日光山地方なり、東北部は那須野高原にしし、那珂川流域とす。今州内、八郡一市に分ち、面積[illegible]百餘方里、人口九十萬、宇都宮に治し栃木縣といふ。

下野の境域は、形勢甚完好ならず、其分郡亦[illegible]を出入して、首尾不相應の狀あり、本篇此に[illegible]し、現本國管の足利、安蘇の二郡を上野國へ移し、現下總國管（茨城縣治）の猿島、結城の二郡を、本國の首に置き、

現常陸國眞壁郡、小貝川以西の地（中古の新治西部にて、伊佐郡、關郡等の名あり）を、本國へ移したる結城郡の中に置く。

下野は和名抄、之毛豆介乃（萬葉、之母都家努）と注し、下毛野の毛字を約めたる者とす。古は汎稱毛野と呼ばれ之を二分して上下の二國とせるは、豐城入彦命の皇孫御諸別、奈良別等の來治の日に在り。國造本紀「下毛野國造、[illegible]、仁徳[illegible]、定[illegible]國造、[illegible]上下、[illegible]合[illegible]別、初[illegible]國造」と見ゆるも[illegible]是なり、（毛野國、上毛野國を合考せよ）下毛野君は即此國の[illegible]にして、記、紀、姓氏錄等に合ふ。而も下毛野の東北には別に[illegible]國あり、國造の[illegible]異にす、又東南には結城、猿島等の地ありて、初め總國の[illegible]なりしが、毛野君の[illegible]榮にあたり、一旦之に[illegible]延したり、[illegible]は各條下に具記するごとし。

毛野の名義につきては、上野國の條參考すべし。下野國誌（河野氏）云、按ふに木を氣と云る例もあれば、毛は草木をさし、野は顯昭が古今註にも「坂東は足柄の關より東、山など侍らず、皆廣き野なり」と云る如く、都て平らかなる國なれば、毛野國とも名づけしならむと思へるも、然ることながら、内藏寮式に[illegible]十枝、下野國所進とあり、當國は古へ[illegible]を貢して[illegible]げし國なり、是に依て毛をむれと出す野といふ義にて毛野國とは名づけしなるべし。

下野は中古以來修して野州、又下州とも云へり、其[illegible]の唱呼、最廣く行はる。

猿島郡

猿島郡（サシマ）今下總國管、明治二十九年、西葛飾郡を合併し、面積十六方里、二町十三村、境町に治し茨城縣の管轄に屬す。

猿島郡は、もと相馬、結城の諸郡と共に、下總の西北部を成したれど、其境は武藏、上野、下野、常陸の間に斗入し、形勢頗錯亂の狀あり。且江河沼澤の散在する者多くして、桑田碧海の變革、每代到處にこれあり。平將門

承平、天慶の此間の事實の如き、其地を審にするを得ざる者あり。猿島、和名抄、猨島に作り、佐之萬と注し、七郷に分つ。或は幸島に作り、中世には幸島庄と稱し、遂に郡號を失ひたり。されば後世葛飾郡幸島庄と云ひ、幸を音讀してカウシマと傳ふ者あり。而も正保圖、已に猿島郡を立てたれど、古河、中田の邊は、之を猿島に復せずして止めり。又古書、往々幸字を辛字に作る者あれど皆誤に出づ、因りてカラシマの唱を傳ふるが如きは、甚しと謂ふべし。下總國郡考、猿島郡檢地高、寶暦圖、二萬八千石。(地理志料云、平田氏曰、猨田彦神、一名佐太神、猨古單稱佐、如下總猨島郡、和名抄、訓佐之萬、參河猨投神、本國神名帳、作猨投、可以證、景行紀「以彦狹島王、拜東山道十五國都督、到春日穴咋邑而薨、東國百姓悲之、竊盜王尸、葬于上野、明年、以其子御諸別王代之、詔曰、汝專領東國、以成父業、王有善政、東方無事、子孫今猶在東國焉」、本居氏曰、是時建猨島郡、以傳王名、[illegible]、寶亀四年紀、猨島郡人、日下部淨人、[illegible]、寶亀元年紀、[illegible]、千葉常胤[illegible]、作幸島郡、[illegible]、嘉吉元年文書、常陸大寶八幡社、享德三年[illegible]、亦同、將門記、源平盛衰記、作幸島、字之[illegible]也、後誤爲[illegible]、日本[illegible]、貞享中復舊。)

按に、猿島郡、天慶の亂に、大功を建てしより、子孫下總、下野の間に占據し、小山、佐野、足利、下河邊の諸家と爲る。下總に在りては、下河邊氏最著れ、其庄園は相馬、猿島二郡に渉る。下河邊庄司行平の弟、行義は、幸島四郎と稱する由、東鑑に見えたれば、幸島庄は下河邊庄の分地なりしやも知れず。又カラシマの名義につき、猿島王の御名代なるべしとの説は、上に見ゆるが、高田氏相馬日記には、地形の狹少なれば、それに因れりと斷定し、又諸書に幸字に作るを引きて、辛島、幸島は各別にて、辛島は相馬郡守谷に、今もカウシウと唱ふる地ありと云はる。猿島の語意は無るべきことなれど、幸島のカラシマ説は誤れり、彦狹島の皇子の御名は、此地名に取りたまへりと論ずべきのみ。

西葛飾郡（ニシカツシカ）

明治二十九年廢止せられて、猿島郡へ合す、猿島郡の西に隣り、北は都賀郡（下野）に至り、渡良瀬、利根の二川環繞す。廢郡の當時、面積六方里、人口三萬、一町六村に分ちたり。

西葛飾は、明治十三年の分郡に係り、近世、葛飾郡下河邊庄古河領の地とす。而も形勢を熟視して、沿革の跡を推すに、[illegible]、[illegible]の境内なりしが、中世下河邊庄内に取り籠められて、故郡鄕の係屬を失ひしなり。近世、之を葛飾郡[illegible]と唱ふるが如きも、慶長、寛永以後の更定に出でしのみ。（利根、渡瀬の二水は、近世中田に於て相合ふ、されど中世以前に在りては、渡瀬を古河へもしくは栗橋の渡と云ひ、利根を高野渡と云ひ、二水[illegible]するも、全く合したるにあらざりき、下の許我渡（杉渡）の條を參考すべし。

古河（コガ）

今古河町、人口一万二千、奥州道の古驛にして、思川、渡瀬の東岸に當り、野木宿、都賀郡の南半里、中田渡の北一里半。[illegible]（武藏北葛飾郡）へ四里、小山へ十里、又東南猿島郡[illegible]へ三里半。

[illegible]古河、[illegible]、平田[illegible]、
下木[illegible]、 [illegible] 常 水

古河は又古我に作り、万葉集に見ゆ、許我の渡の古我の渡とよみ、元は渡津の名なるべし。而も後、[illegible]の邑名を失ひ、古河を以て之に代へたり。中世、下河邊庄の立つに及び、之に入る、[illegible]形勢を以て之を[illegible]すに、[illegible]郷の境域のみ。康正元年、鎌倉公方成氏奔りて之に至り、遂に居て、古河御所と稱し、古河之より東國の大邑と爲る。

古河の名義詳ならず、或は古利根河の義に出づと云ふは、全く典故の所依を缺きたり。又此地を葛飾郡内とするも、近世の事ならん。然るに、鎌倉大草紙に「享德四年、成氏は總州葛飾古河縣に落、下河邊の城に被籠」とあるは疑ふべし。一本には「成氏、武州葛蒲に落着、敗軍の士卒を集め、總州下河邊の城に被籠」とありて、葛飾郡と云はず。又別所には「長祿元年の十月、相州下河邊、古河の城普請出來て、成氏古河へ御移」とあるのみ。

板坂卜齋記、慶長五年七月朔日より、江戸に被成御座候、十五日十六日の頃迄、上方より東へ通り候大名小名、相模國大磯より、武藏國府中へ掛り、岩附へ、毎日／＼下り被申候、大[illegible]府中より、今日は[illegible]々御通りと、日々注進、十九日、秀忠公江戸御立、大門へ被御、是即景勝追討の御出陣、廿一日、（家康）江戸御立、岩付へ渡御、廿二日、古河へ渡御、足利の小林十[illegible]左衛門參上、申上候は、今日午の時、眞田安房守、佐野近所[illegible]代より引返、信州へ被遁候と、申上る。

古河城址（立崎）

市街の西南に在りて、渡良瀬の水を帶び、南北十有町、東西五町、其半帶は南街に屬して、立崎（タツサキ）郭と稱す。蓋沼澤[illegible]の丘陵に就き、壘壕を造りたるなり。起立は下河邊庄司行平と傳ふるも、詳ならず。足利成氏、政氏、高基、晴氏、相傳ふる四世、天正以後に及び、江戸寺の[illegible]を[illegible]し、[illegible]郭の經營、多く其手に成る。

利根川圖志云、[illegible]、鎌倉大草紙に、成氏御座は、康正元年六月、鎌倉を落ちて、總州葛飾郡古河縣、[illegible]といふ處に櫓に屋形を立て、關宿城に[illegible]を籠め、野田城に野田右馬頭を籠めらるゝことを見ゆ、其後、成氏武州へ赴かれし時、再び古河縣へ落着、敗軍の士卒を集め、下河邊城に

篭り給ひけると、同書にいへり、是れ今の古河城なり、永享記に、成氏の移らせ玉ふは、故下河邊庄司行平が舘と聞こえし古河城なり、其城南に[illegible]といふ地に、御所作ありといへるは、[illegible]の城山なり、古河城とつたへり。（古河城、近世には江戸の當時、當にこれに封ぜられたり。天正十八年小笠原[illegible]、慶長七年松平[illegible]、同十[illegible]年小笠原[illegible]門佐信之、元和五年奧平[illegible]忠昌、同八年永井右近大夫直勝、寛永十年土井大炊頭利勝、延寶九年堀田備前守正俊、貞享三年松平日向守信之、元祿七年松平伊豆守信輝、正德二年本多中務大輔忠良、寶曆九年松平周防守康福、同十二年土井大炊頭利里、[illegible]、以後八萬石、世襲して大政改革に至れり。）

[illegible]古河古志、古傳云、古河乃是下河邊也、河邊[illegible]行[illegible]名籍甚、中年[illegible]、下總國[illegible]分、無[illegible]、[illegible]

古河志云、城は平地にして、西は渡瀨川に沿ひ、東南は[illegible]、其[illegible]昔公方[illegible]ける[illegible]、[illegible]にて、領政曲輪といふ、觀音寺郭より、門内三の丸門迄の直火[illegible]といふ。

觀音寺とは、近世一種の館形[illegible]住持し、萬壽園と稱[illegible]、[illegible]宗傳に、小山家の[illegible]入道し古河に[illegible]、晴氏公方に仕ふ、[illegible]の事なり、其子[illegible]と云ひ、觀音寺を賜ると、今も寺中に藥師佛を安置し、住持は[illegible]すと雖、雙刀を帶ぶ云々[illegible]、古河の[illegible]に見ゆ。

古河公方は、成氏、下野、[illegible]、[illegible]、[illegible]せられ、[illegible]迄御坐まで、上杉氏と[illegible]、享[illegible]ける、[illegible]、成氏敗れ、古河を棄て、千葉氏の邑へ[illegible]る、幾ほくも無く古河へ還る。

[illegible]日記に、文安三年、上野[illegible]、[illegible]、古河に[illegible]、成氏[illegible]、關東[illegible]公方と仰ぎけり、云々とあるは、大草紙と合はず[illegible]、永享記云、永享十二年正月、[illegible]の軍人、[illegible]に[illegible]大名小名[illegible]、結城の城に[illegible]、元来[illegible]なれども、儀に又大[illegible]、[illegible]を[illegible]、[illegible]せ、見せ勢を出し、又野田右馬介を大將として、矢部大炊介以下、古河城を[illegible]て[illegible]、[illegible]元年四月、可被攻古河城由、被相觸所に、野田右馬介以下の人々、結城を爲根城、楯籠ける故、開落攻之由、雖手未近以前に、[illegible]、行方不知に落にける、矢部大炊介以下[illegible]て、野田[illegible]に[illegible]、又云、[illegible]三年甲戌十二月、公方成氏、[illegible]門にて、[illegible]右京亮憲忠を[illegible]、爰に上杉の[illegible]長尾左[illegible]門入道昌賢、知[illegible]の古兵なりしかば、其[illegible]、[illegible]にて、[illegible]におはせしを呼[illegible]し、[illegible]、[illegible]公方家及合戰す、已に四ヶ年なり、公方成氏終に討負給ひて、[illegible]打捨[illegible]、下總國下河邊庄古河の[illegible]に[illegible]、[illegible]古河御所、自是關東大に亂れ、三十[illegible]年、在々處々の戰ひ、一日も靜[illegible]なし、[illegible]も[illegible]すべし。

[illegible]大草紙云、文明三年、武州五十子にて、上方衆の軍利なうして、上杉方[illegible]に[illegible]、同五月、長尾景信大勢を引率して、古河城へ向ふ、城中の兵共、[illegible]、[illegible]、三浦の者共[illegible]、[illegible]と防けれども、長尾大勢を入替責ければ、六月廿四日に落城して、成氏公は千葉をさして落、

孝胤を賴給ふ、此時諸軍散散に成行けれども、結城一人[illegible]、[illegible]見、[illegible]、[illegible]十子[illegible]、[illegible]、成氏の[illegible]けり、然れども古河に[illegible]、[illegible]、何れも[illegible]に[illegible]、[illegible]、千葉[illegible]成氏公[illegible]あり、古河城[illegible]、[illegible]、[illegible]五十子へ御[illegible]。

下總[illegible]、[illegible]、成氏[illegible]小山持[illegible]、結城氏廣、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、五千[illegible]、[illegible]、其[illegible]、長尾[illegible]信[illegible]、根[illegible]、[illegible]古河、六月廿四日、[illegible]、於[illegible]見、上[illegible]田、小金、[illegible]、[illegible]、相集[illegible]、[illegible]在五十子、[illegible]、[illegible]、九月、景信[illegible]攻[illegible]、[illegible]、[illegible]古河、[illegible]、於[illegible]野田、[illegible]田、佐[illegible]、[illegible]、相共[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]攻古河、[illegible]上杉氏、[illegible]之。

關八州古戰錄云、天文廿三年十月、北條氏康不意に[illegible]田左[illegible]門[illegible]として、[illegible]古河へ[illegible]、[illegible]方な取卷て火急に攻らる、城中には今日頃日、南方よりの圍を受べしとは思ひもよらず、油斷して居たりければ、城兵若干討れて御所方[illegible]を失ひ、[illegible]攻入、終に晴氏父子を生捕にして[illegible]らせ、相[illegible]の[illegible]波[illegible]に[illegible]なさしむ、弘治二年、[illegible]西谷に[illegible]へ、[illegible]子の[illegible]をなさしめ[illegible]、其年[illegible]月十五日、[illegible]古河の[illegible]へ移し、[illegible]田中[illegible]政信に、命[illegible]して守立[illegible]らせよと、[illegible]中付

寄られたり。

古河志云、天文廿一年、北條氏康 古河城を陷れ、公方退去の後は、二男氏繁の帳代、芳賀伯耆守正綱(宇都宮黨)之を守る。

菅事考云、永祿九年八月、相馬治胤、納守屋城義氏、爲其居城、氏政遣使收之、且[illegible]義氏近臣居之、時義氏尙在鎌倉、永祿十年三月二日、氏康、氏政、率兵攻關宿城、先是簗田晴助、與義氏有隙、氏康因討晴助、四月十七日晴助與氏康和、義氏亦出誓書約和、初義氏受守屋城、而不遷、晴助以古河其舊領、[illegible]氏[illegible]之、請義氏[illegible]、義氏不與、遂有隙、八月、義氏自鎌倉歸古河、又云、義氏小字梅千代丸、初與父晴氏、及二兄同、去古河、後在小田原、又移于葛西谷(鎌倉)弘治三年、加元服、北條氏康、請京師、任左馬頭、尋進左兵衞佐、永祿元年四月、謁鶴岡社、永祿二年[illegible]月、義氏[illegible]關宿、與[illegible]未完、[illegible]于廿[illegible]內、簗田晴[illegible]居古河城、[illegible]氏[illegible]子[illegible]、[illegible]政、尙居葛西谷、三年五月、氏康[illegible]晴氏及二子、當過上杉輝虎、[illegible]氏、氏政、及其[illegible]簗田氏、從之、晴氏患悼亦自殺、時輝虎兵十萬、入坂東、十一月、義氏[illegible]古河城、尋避輝虎兵、之安房、後居鎌倉、十年八月、義氏自鎌倉歸古河、天正十年、義氏卒、法號香雲院、[illegible]山道[illegible]、(鴻巣の條に、古河御所の末路を詳にす)

頼政神社(ヨリマサ) 古河城址の南極、立崎郡に在り、(辰崎)又龍崎(タツサキ)にも作る。[illegible]入道墓、[illegible]して、其[illegible]なき、遂に祠堂を置ける者のみ、世に往々此[illegible]あり。元祿中、松平(大河内)伊豆守信[illegible]

林[illegible]云、[illegible]入日、古河[illegible]、有[illegible]、人皆[illegible]其不[illegible]也、余謂、源[illegible]、[illegible]宇治、[illegible]唱、收其首[illegible]、[illegible]氏不[illegible]之、[illegible]上下河邊清親、取其首、匿於平等院床下、[illegible]得之、云々、[illegible]則兵[illegible]後、清親密搜其頼政首於河[illegible]、[illegible]到下河邊、欲葬之[illegible]、古河[illegible]是下河邊也、俗傳之說、未必爲虛乎、(大日本史列傳、注云、山[illegible]記、[illegible]記曰、下河邊清恒、匿賴政首於平等院床下、平家後搜求之、永享記、清恒納其首於笈、伴[illegible]由伏、歸下總、瘞古河[illegible]龍崎、尊卑分脈曰、美濃山縣郡蓮華寺、有賴政墓)

永享記云、古河城の南東の方に、龍崎と云ふ處あり、源三位入道賴政の廟あり、一說、伊豆守仲綱とも、何故に此處に墓ありやと尋るに、賴政の郎等に、當地の住人、下河邊藤三郎、主の首を討て、笈の中に入て、本國に歸て、此所に墓を置きけれど、則此笈少も不動、大石の如し、只不思議也、此地にこそすませ玉ふべきにやと、此傍の[illegible]守に[illegible]び奉る、社の前に菩提樹の木生したり、此木は天竺の靈木とて、和國に更になかりし珍らしきため也。

許我志曰、賴政祠、[illegible]、石[illegible]塔[illegible]也、享保元年所[illegible]起略曰、神社、在下總國[illegible]飾郡下河邊莊古河郭內、傳曰賴政郭者、社司文殊院竹[illegible]、[illegible]曰、治承中宇治之役、源三位自[illegible]、有一從者、[illegible]位首、[illegible]、往到今社所在、(中略)是[illegible]氏[illegible]墳於古河、而墳在郭內(中略)寬[illegible]五年、城主[illegible]、[illegible]門[illegible]、元[illegible]中、松平伊豆守信[illegible]、受命守此城(中略)[illegible]一社爲、武人曰、本社內陣に厨子あり、中は石塔也、[illegible]用塔、高四尺七寸、[illegible]の[illegible]、又內陣の[illegible]後の床の下、[illegible]なる方へ、[illegible]四寸[illegible]の[illegible]內に、何やらん石の如きものもたれかゝり見えければ、手をさし入しに、石に文字ある故、[illegible]に[illegible]、紙[illegible]てすりうつす、石の形も大[illegible]も知れず、[illegible]の字の頭より[illegible]に由の字の下にて、[illegible]尺[illegible]し、横へ字を右の[illegible]中にて、わたり[illegible]寸[illegible]、[illegible]まりする、[illegible]のものならば、何れうすからざるべし、此三位の字、石の地のやうにて、不分明、其の字は[illegible]の字を、書違へしならん、

(梵) 三位賴政基
嘉元三中春
法花山

右賴政基の三字は確と見ゆれども、賴の字のつくり甚不明、三位の字心あてに想像してみるのみ、治承四年より嘉元三年までは百廿六年、此時に至て誰か何によりて建たるや、不審。(「史蹟通信第[illegible]號」)古河志云、賴政祠、寶塔の後に、二枚の古碑の斷片あり、一は高三尺幅二尺厚二寸にて、嘉元云々の刻文あり、一は高三尺二寸幅一尺八寸ほどに、、梵字及び「□元四丙午天二月四日と刻す、(寬元もし、は嘉元)又社頭の誌曰は「下總國野庭郡、古河、木[illegible]澤[illegible]、寬永拾三年丙子」云々と識す。

雀神社(スズメ) 古河の鎭守にして、俗に雀宮といひ、即野州河內郡の雀宮神を移祭したりならんが、創始を傳へず。

古河志云、雀宮神主[illegible]氏、社領十五石、別當領七石、足利晴氏寄、北條氏[illegible]寄進の誌曰、松平康長息女寄進の六角銅灯籠あり、誌曰「雀宮誌曰、當[illegible]寄進也、弘治二年丙辰十二月廿二日、[illegible]青木[illegible]信重」灯籠銘「下總國こかすゝめ明神へ、元和九年亥六月吉祥日」。

隆岩寺(リュウガン) 古河志云、隆岩寺は田町に在り、淨土宗、寺領三十石、元[illegible]の隆岩寺へ十石を引分けたり、寺[illegible]に「隆岩寺者、前大[illegible]軍[illegible]公之元子、同時三郎爲御菩提、小笠原兵部少輔所草創之精舍也、而開山岌道上人」云々、(慶長三年の銘)また當寺者、[illegible]秀政[illegible]古河城時、文祿四年乙未十月、[illegible]信康[illegible]、所建也、秀政者、信康君之女婿」云々とあり、信康の[illegible]子に、[illegible]院殿隆岩長越大禪定門とあり、[illegible]に秀政の父貞慶も、文祿四年當城にて卒し、石町(コク)裏の四谷正麟寺に葬る、寺後世轉して横町へ移る。

大聖院(タイシャウ) 古河志云、大聖院は[illegible]町に在り、曹洞宗、寺領十五石、由[illegible]社を鎭守とす、[illegible]州[illegible]田[illegible]瀾寺記に據れば、北條氏[illegible]の息女は、古河御所晴氏の室なり、氏康、元龜

[illegible]年十月卒し、法名[illegible]信公と號す、晴氏、[illegible]田中翁に[illegible]を行として、[illegible]中に大[illegible]を建立す、[illegible]宿由[illegible]昌寺[illegible]住す、然るに、[illegible]田は[illegible]古河と書[illegible]に在り、大聖院を破却す、[illegible]東に[illegible]の境内に[illegible]に[illegible]め、城外[illegible]間村に遷立し、永昌寺と改號、[illegible]により、[illegible]大[illegible]和尚（[illegible]寺[illegible]）の弟子[illegible]住職す、後又大寺に復し、玄公和尚[illegible]の此ならん[illegible]して、今猶に住せす。

永井寺（ナガヰデラ）古河志云、永井寺は船渡町に在り、[illegible]寺號は[illegible]、古戸功[illegible]寺三世、日山傳[illegible]開山、寛永三年なり、住[illegible]の寺（[illegible]）僧十の[illegible]存す、[illegible]今は[illegible]に卒し、此に葬り、就きて寺を建てしなり、[illegible]、實は十四年に立てらる。

宗願寺（ソウグワンジ）古河志云、[illegible]町に在り、淨土眞宗西派にて、足立山宗願寺といひ、武州足立郡野田の西念坊道場の開基とす、小山[illegible]記に、西念坊は親鸞の弟子なり、此寺は中興なしが、[illegible]四年、了念[illegible]、[illegible]開する所也と、[illegible]に、[illegible]を淨土眞宗と號するは、[illegible]の[illegible]に出ると、本[illegible]の中に見えたり、今此をを、十[illegible]の一持とあり、二十四輩の一號とす、[illegible]書に曰く、

二十四輩[illegible]は、親鸞門弟二十四人の遺跡をいふ、其一二の次第は、[illegible]にて、[illegible]會合の時、[illegible]の[illegible]を以て定めらる、云々

下河邊舘址（シモカウベ）今古河ならず、或は古河城を以て、之に擬する者あれば、假に此に繋くといふのみ。

下河邊庄は、[illegible]北葛飾郡、下[illegible]郡等の下にも[illegible]しむ、[illegible]も、[illegible]の中間なる平地な古あ、[illegible]の[illegible]、[illegible]を[illegible]。[illegible]分脈に、小山政光の[illegible]、下河邊[illegible]と[illegible]し、其子行平、東鑑に下河邊庄司と稱せ、頼[illegible]に従へしが、[illegible]に供奉して、[illegible]あり、「[illegible]之[illegible]、於子孫[illegible]門[illegible]之旨、被下御書」とさへ見えたり。一[illegible]に清[illegible]、[illegible]」[illegible]（[illegible]）など有るべし（古河志、系圖、行平の子行綱、其二子[illegible]行、行時[illegible]、仁治二年、[illegible]行の條に、行平同[illegible]行光あり、

下河邊左衛門尉行光者、自幼少住于太田、下河邊等両畔、定不[illegible]此狩場歟之由、[illegible]、[illegible]試其堪否、[illegible]之[illegible]、追合之、行光必射取之、

此「太田、下河邊等田畔、定不[illegible]此狩場歟」の一句は、境[illegible]思ふの一證たるべし。太田庄は武州埼玉郡の[illegible]にして、下河邊庄と隣接す。さて下河邊の宗も、何の頃より衰亡せしにや、南北朝の比と想はるゝ小山文書、[illegible]年號、嫡子所領分目錄に、下河邊庄を載めたり、降りて[illegible]倉[illegible]氏の時、下河邊庄を[illegible]家の[illegible]として、氏滿、賜はる。鎌倉[illegible]記に據るに、本庄の[illegible]は、關[illegible]殿と小山氏の反目抗爭の源因にして、至德中の小山亂、實に之に起れり、

[illegible]印[illegible]狀記云、至德三年五月、京都へまいらせられし兩使、[illegible]部左馬助、井[illegible]兵庫助入道[illegible]下向、[illegible]中なき所に、下河邊の庄をまいらせらる、凡此莊の事によりて、[illegible]讒言ありしかば、いかにしても鎌倉へまいらするやうに、[illegible]念をいたさるべきよし、ひそかに[illegible]に[illegible]談合の處に、はからざるに、[illegible]をまいらせ。らるゝ[illegible]、[illegible]に怨念の[illegible]りなりとて、[illegible]井に[illegible]和尚の狀二通、[illegible]として[illegible]、[illegible]るゝ、[illegible]記云、至德三年六月、小山若犬丸[illegible]古河[illegible]に[illegible]す、[illegible]氏滿大軍を發し、古河に至て、[illegible][illegible]勢[illegible]れ、野田上野介戰死す、上杉兵庫[illegible]、後陣より兵を進め[illegible]て攻る、小山勢[illegible]亂れ、[illegible]して常陸へ走る、

古河志云、下河邊氏は古河に居り、今の本丸は即其跡なりといふは、[illegible]、中[illegible]、[illegible]に[illegible]思などに[illegible]見あり、されど何[illegible]に[illegible]して、[illegible]の[illegible]にて没落せしにや、[illegible]見えし、中古[illegible]、[illegible]其後、[illegible]に[illegible]なり[illegible]、[illegible]行平の嫡子行[illegible]、[illegible]、[illegible]治亂記には、永德二年、上杉[illegible]、古河に居り、下河邊氏の[illegible]も在りし由なり、[illegible]、上杉等を古河[illegible]主、[illegible]中の人といひ、[illegible]の子なり四[illegible]、[illegible]、小山[illegible]へせらるとき、小山[illegible]入道[illegible]、[illegible]に[illegible]て、[illegible]、自ら[illegible]打[illegible]き、[illegible]にあて[illegible]べし、然らんには古河の城こそ、[illegible]、[illegible]を攻落して、心安く[illegible]へ向はんとて、二十[illegible]に[illegible]りけり、此城には上杉[illegible]目代、下[illegible][illegible]行といふ者、[illegible]百騎にて籠たりけるが、[illegible]攻落されけり、小山[illegible]よしと[illegible]、[illegible]古河城に[illegible]、[illegible]る所に、[illegible]發向と沙汰ありければ、古河も[illegible]、[illegible]、小山[illegible]、云々。[illegible]元年丁卯二月、古河の住人、野田[illegible]、云々。

再考、下河邊庄は、永德中既に小山氏より奪はれて、上杉氏の[illegible]、至德に在り、[illegible]に[illegible]し、野田氏は[illegible]代官と[illegible]る、下河邊氏の[illegible]は、[illegible]、至德三年、鎌倉殿小山へ[illegible]の時、[illegible]古河に在陣の事を載す。

古河元是下河邊、[illegible]
古河平[illegible]、[illegible]代之事、
[illegible]矢[illegible]（[illegible]山[illegible]）

大堤（オホツツミ）古河町の東南十町許、今勝鹿村と改む。此なる[illegible]延寺は、寛永中の比、古河城主土[illegible]氏に寄せらる、最上家の遺[illegible]の宅址にて、[illegible]

（鮭延寺）

り。

不歎遺骨未定際、傳得芳名噪上游、當越先生關心術、杜鵑聲遠古總州、

十符菅薦云、鮭延寺は羽州最上の家人、鮭延越前秀綱が爲に建し寺なり、この人最上の家にて一萬九千石領りたりけるに、最上亡びて後、屬從へる士二十人ありしが、諸共に如何なるたつきをしても養はむといふ、古河の城主土井利勝これを聞て、その義氣に感じ、越前に五千石與へたるを、越前みづから受ずして、これを二十人の者に頒ちつかはして、各二百五十石の士となし、おのれは一日おはりに、二十人の家をめぐりて養はれけり、年經て沒りけるを、二十人の者いたく歎きて、これが爲に建たる寺なりとぞ、また此寺に寺山の墓もあり、

幽寛齋碣碣生苔、埋沒當年王佐才、可惜今與東寺日、九泉一夜想君來、

蒂山讓伯、字次郎八、後更的右衛門、隱居後號□□、貞享四年、壽松寺僕、移古河城、元祿四年八月廿□、壽七十三、以信禪林□、

（御所沼）

鴻巢（コウノス）

今中田、大山、鳥喰、牧野地、伊賀袋等と相合せ新久田村と改む。古河市街の南一里、國道の西に離れたる小部落なり。鴻沼あり、御所沼と稱し、沼中に廢壘あり、東西五町、南北二町許、東方は細溝を以て下野と相分つ、即古河公方の末年以後に、謂ふ所の古河御所の遺址とぞ。

利根川圖志云、鴻巢は永享記に「鎌倉公方成氏の移らせ給ふは、故下河邊庄司が館ときこえし古河城なり、其後城南鴻巢といふ處に、御所作あり」云々、贖一地なり、（古河城址考）日光准后見聞雜記に「鴻巢より四方南面の方、鴻巢に、公方御所跡とて、名のみいふ傳へたる所あり」云々。○古河志云、鴻の巢の御所跡は、今其之地の字し十念寺と稱する遊行派の道場あり、鴻巢七村、三百貫高

（新久田）

は、天正十八年以後も、足利義氏の女（氏姫と號す）に給せられたり、喜連川系圖に「氏女繼嫡家、領三百貫、國朝、喜川御居住百貫」と載す、寛永六年まで、鴻巢には後室領なりしに似たり、村内の德源院（曹洞派）は、氏女が元和六年己未逝去の時、故義氏の舊寺（香嚴寺）を改めて、今稱に易へし也、氏女の墓（□銘及び義氏の墓）も存す、氏女の所出義親、（寬永四年卒）の墓も存す、永徳院（同派）も故喜氏の舊寺なるが、何ぞ當氏の法諱に據り、徳源院と云ひしとかや、今は梅子のみ存す、（御所沼）は梅月院にて、義親の室、穂實氏の菩提所にて、元和五年建つ、其墓存す）○下總舊事考云、足利義氏、有一男一女、男日梅千代丸、先夭、女字氏、年僅九歳、家臣等奉女、居古河城、氏政遣人守之、天正十八年、太閤秀吉、征北條氏直、家臣奉護女、赴其□于鴻巢、初成氏所領地、時所食僅七村、日鴻巢、日原、日長谷、日牧野地、日新久田、日伊賀袋、日高古河、豐臣秀吉命喜連川國朝、婿義氏後、以女妻之、給喜連川地九千石、文祿中、國朝之役、國朝赴名古屋、遂卒于家云、

（長谷）

本朝宗義云、古河の三喜は當世の名醫也、永正六年紀行に、古河の江春庵は、醫道の名譽なりとあるも、三喜の事にて、是は長禄年中、明國に入て、李九峯を遣られし、明醫李の醫業、江春を用ひられし也、今も古河の下、長谷村の一寺に、三喜が像あり。古河志云、長谷村永寧院の過去帳に、天文十三年甲辰、四月十五日、三喜一溪居士と錄し、境内に三喜墓あり、此に葬りしこと疑なし。許我志云、古河三喜の遺所なりとて、今も壁間に其像を掛る、天明中、永戸の醫官原昌克三喜の肖像を模し、其道に、三喜の事實を傳したれど、一人たりや數人たりや、尚詳かならず、三喜又三歸に作り、其遺書に、

「天永五」西正月、意足軒、住國關東下野足利、三歸翁」、また「弘治三年□十一月、三歸」、

今按、三喜足利にも住けり、古河にも居りしにや、支山人とも稱し、月湖寺に三歸の遺事をつたふ。月江寺醫書の引今大路（曲直瀨）道三が、支山人道翁導道を師とせることは、道三七十一歲の時、天正五年、洛下翠竹菴に書遺せる、老醫物語にて明白なれど、道三の醫業前の論、鬪戰錄にも、一水上は江春の流、三歸より相傳の事也、關東にても公方の醫師也」とありて、三歸が田代同姓寺の家なを傳へし由も、よく聞こえ、田代三喜とも呼ばれし事知らる。されぱにや、黒川道祐本朝醫考に「導道、號三喜、自號範翁、又號支山人、寛正六年、誕於武州河越、長享中年、入大明、留居十有二年、東垣丹溪之術、携書歸于本朝、故専唱其宗、其全活之功、不得不多矣、天文六年二月十九日、七十三歲而卒、又道三氏、二十歲而赴足利之學校、兩專文行、享祿四年、始見導道、學醫」云云とあり。然るに、導道と三喜は、別人なりとも傳へたり。多喜氏濃溪一紙日「導道、字某範、號支山人、是利人、實妙心派下之寺也、兼法入嗣、醫餘生書老人之兒孫葉、古河三喜者、導道之高弟也、曾日續入嗣、故一溪（爲竹齋）以二子爲師、學成而承二子之名、以自號道三」ら因りて惟ふに、導道、三喜は師弟二人にして、三喜の子孫、亦累世三喜を通稱とする歟。道三の弟子曲直瀨玄治家譜に「月湖、明香寺、（明光寺之內、江春庵主也）、在明十有三年（歸朝）弟子曲直瀨、弟子玉鼎、瑞信、生三男、曰珠主、曰生軒、田代三喜、入導道師之門弟醫一」と見えたり。また當時臣宗等素本、田代系圖に田代伊豆前司利義、其子□□、其子円晃寺、其子光利、其子芳吉昆、其子香泰□、其子香泰庵明林、（醫誠主）其子□生軒宜主、其子三喜道伴者」、又一書「明光寺、此人始て醫となり、其後四世香泰庵、其子又香泰菴と稱

す、其子三喜、次幹を[illegible]す、其子[illegible]、一書と稱す、其九代昌[illegible]、また三喜と稱し、公方政氏の侍醫人とす」など見ゆ、[illegible]。

鳥喰（トリハミ）

（鳥喰）

利根、[illegible]の南、中田の北にして、沼[illegible]。其内は舊利根、渡良瀨の[illegible]會にあたり、[illegible]、[illegible]田寺と相對す、澤地を獺沼と名づく。○文明十八年回國雜記に、
「鳥はみと云へる所を過ぎ行きけるに、日暮れ侍れば、

さそはれて我もやどりに急ぐなり歸る夕べのとりはみの里、

とあるは、此とす。古河の渡の近地なれば、鳥喰を經て、佐野（安蘇郡）は巡廻せられしなり。○古河志云、獺沼の北岸、坂間（サカマ）村の林中に、二大[illegible]碑あり、長江の帆影、臨上の櫻花、はた[illegible]のなみたてる、風景よき游地たり、碑、一は松平藤井家紀功記にて、貞享丙寅、城主日向守信之之を立て、一は故[illegible]政源公[illegible]の碑にて、貞享丁卯、其子忠之の建つる所、共に數十字の長文なり、忠之は後、元祿六年、狂疾の故を以て、古河城を除かれたり。

（坂間）

中田（ナカダ）

今隣境の大山、坂間、鳥喰、新久田、[illegible]、伊賀袋、牧[illegible]等を合せて[illegible]村と改む。五日市[illegible]、川妻の西北半里、古河町の南一里半、利根川の左岸に居り、奥州驛路の要津たり。鐵道は對岸栗橋（北葛飾郡）に停車す。

中田は江戸幕府の時關署ありて、房川（ボウセン）御番所と稱し、古河侯の御[illegible]場たり、房川とは一說坊前（ボウゼン）とも云ひ、[illegible]渡津につきたる名なり。（栗橋、并に元栗橋の條を參看すべし）慶長年中、河南に新に栗橋の驛家を移されしより、房川渡の名も此に移れるが、此なる本名は古河渡にて、萬葉謂ふ所の麻久良我の許我の渡も此に外ならず、此邊大地標高約十五米突。○古河志云、中田宿は古水帳に上伊（カミイ）坂（サカ）村といへり、驛路の東に、堀内と字する地ありて、是も古[illegible]に古町といふ、[illegible]、栗橋にと毎月十五日づつ交代に、人馬を繼立つ。○今按、伊坂は今栗橋の南にも同名ありて、[illegible]相去りて、江水を隔つるも、昔は江水[illegible]なりければ、[illegible]の境たりしを想ふべし。又文明中の記行、既に中田の名見ゆれば、初めより中田、上伊坂は二村なりしが、慶長以後に至り、合同して[illegible]を負擔する者歟。

（房川渡）

（伊坂）

出關千里大川邊、驛樹陰々古道東、微雨花飛寒食近、人猶灣在水[illegible]中、　南　郭

安永五年日光紀行、道芝之露云、栗橋の左に關屋あり、向ひの中田の右には、新に假屋を搆へ、ひらはりし物の具、嚴めしう立並べ[illegible]、前後、[illegible]水などにかはらずななどの[illegible]に[illegible]事、固より[illegible]あれば、其[illegible]ほれる人々の、許の券をもて行交ふべく、定められぬる所にして、尋常は船にて渡る處なるを、此度斯く船橋を掛られつれば、唯地の上を平らかに行く樣に覺えられていと心安し、爰のあたりより、[illegible]などは木高く立並べり、木の間より田畑小家などのみ、折折見えて、何のはえなければ、道遠き心地す。

許我渡（コガ）

今の中田の渡津にあたるも、古の渡津は此にて事渡瀨川を越えたるにて、利根川未會せざりしと云へば、其形勢に於て、古今大差あるを知るべし。文明十八年、道興准后は、武州埼玉郡[illegible]村君より、淺間川（今の埼玉郡古利根川の筋にして、佐[illegible]、大越の間より南へ流れ、間口、阿佐間の方へ下りければ、淺間川とも云へるなり）を踰えて、古河の渡、中田の里に到れる次第、回國雜記に其見す。（道興回國雜記云、古河といふ所にて舟にのりて、

こがくれて[illegible]べる[illegible]の一[illegible]ふれさそふあらしを川をさにして、河舟をこがのわたりの夕波にさしてむかひの里やとはまし、

なか[illegible]と云へる所にて、[illegible]、富士を[illegible]、

古のはの道もおよそ[illegible]富士の[illegible]をいかてみやこの人にかたらん。

（古我）

[illegible]、[illegible]、野州野木宮（ノギミヤ）、志太[illegible]小[illegible]、と、[illegible]、同四郎政義が、古我（コガ）、[illegible]固めたる由は、小手差原の條に言へる如し、古[illegible]小手の南にて、古利根川の渡なるが、古[illegible]と見るも[illegible]なし。而も古河御所址の、中田に近く[illegible]するを見れば、中田の方、徵證に足ると云ふべし、[illegible]間以降、古[illegible]な渡津北岸の泛名に呼び、其[illegible]中田、栗橋（元栗橋）の二津を分つことありて、[illegible]津通じて古我の渡と呼ばれしに似たり。

源平盛衰記、[illegible]田河原[illegible]に、[illegible]は今兩日此に逗留して、上野、下野の勢を催立て、渡瀨地を[illegible]て、打[illegible]らん事、[illegible]あるべきと宣へば、云々」とある渡瀨は、[illegible]の[illegible]川なる、[illegible]一[illegible]を指せしなり。[illegible]は[illegible]の[illegible]なるべし、渡瀨路とは[illegible]古我、高野[illegible]の奥州路と謂ふに同じ。○清宮氏下總國圖に、古河[illegible]の[illegible]（本名、上州[illegible]の下に[illegible]）より古河、立崎に渡るものを、許我渡ならんと標示し、其[illegible]は往古の利根の一支[illegible]、[illegible]を[illegible]て立崎に至り、渡瀨川に會ひ、其合の渡津を許我と判定する者の如し、亦一說なり、[illegible]記にもしかいへり。

（麻久良我）

古我渡は萬葉に麻久良我（マクラガ）の許我とあり、麻久良我と云ふも地名にて、此渡津はもと麻久良我の邑内なりけんされど郡郷の系屬を詳にせず。

麻久良我の許我の渡のから梶の音高しもなねなへ子故に、あはずして行かばをしけむ麻久良我の許我こぐ舟に君に逢はぬかも、

白たへの衣の袖を麻久良我よあまこぎく見ゆ波たつな

[illegible]、（略解云、[illegible]に[illegible]にて、[illegible]は今の下總の古

[illegible]の渡の地名とすべし）

[illegible]許我のわたりの渡守り岸の[illegible]に、

〔續古今〕

（渡杉）

古河の渡を又杉の渡と呼びたり、[illegible]考本源平盛衰記に曰く、

武藏と上野（一本、作下野是也）との境に、利根川と云ふ大河あり、昔秩父と足利と中惡くて、度々合戰しけるに、足利より上野の新田入道を語ひて、搦手に廻り、大手は古野杉（長門本作長井、或作長井、下一、[illegible]本、八坂本作古河長井、印本、[illegible]白本、[illegible]倉本、作野本、作[illegible]井）の渡りをしけり、（大手云云、一本[illegible]、[illegible]云、[illegible]閑杉の渡、長井渡りとて、共に大事の渡なり、搦手は杉の渡と定、云々、下同）搦手は[illegible]印本、[illegible]倉本作故我杉、[illegible]本、八坂本作杉[illegible]、[illegible]白本、長門本作古河杉）の渡と定たりける程に、秩父に寄る[illegible]れて、（長門本云、秩父に五百余騎の寄を河原に引上られて云々）、[illegible]田入道、[illegible]に引へたり云々、

猶、上州邑樂郡、向古河の條下に參考すべし。

光了寺（クワウレウ）

今中田に在り、[illegible]と稱し、[illegible]て、元は高柳村（今北葛飾郡）に在りしと。利根川圖志云、光了寺に、源義經の妾、靜女の[illegible]、[illegible]見聞記に「[illegible]の南、伊坂の[illegible]に、[illegible]、享和三年、[illegible]中川[illegible]、[illegible]下に立てらる」、[illegible]寺は古へ[illegible]なりしに、[illegible]の時、光了と[illegible] [illegible]下らんと、當國古河の邊[illegible]と聞きて、[illegible]引返し、[illegible]かかり、自分柵を引結び、迷ひし者の道標して、都の方へ向け給ふ、[illegible]、[illegible]の甲の[illegible]と消え、光了寺に葬る、云々、[illegible]本文には、靜女はテンリウ寺の麓に、尼と窃り行ひすまして、二十歳にして失せける由いへり、[illegible]には、尼と窃り[illegible]に在りしが、[illegible]に住みしとて、又奥州の方へ下りしとも云ふとあり、昔よりさる説もありし歟。

大山沼（オホヤマ）

今中田の東、大山（即[illegible]の[illegible]なり）と[illegible]の間なる池澤なり、南北一里、東西十町、乃至五町。其南は[illegible]と相接するも、堤塘を以て之を界へ、[illegible]沼と呼ぶる。古來[illegible]、利根、及び常陸の[illegible]は、[illegible]大山沼、[illegible]沼、山王沼等の[illegible]し（利根川圖志に[illegible]、中田[illegible]、[illegible]十町、行[illegible]、北有[illegible]、[illegible]、古有大山沼、[illegible]、魚多[illegible]。

餘戸鄉（アマ）

[illegible]名抄、猿島郡[illegible]、今[illegible]らず、[illegible]に[illegible]許我に[illegible]」とうたひ、許我の[illegible]、[illegible]に[illegible]、古河[illegible]と[illegible]下へ[illegible]す、[illegible]までを餘戸鄉とも云へるにや、猶考ふべし。又色益の剰餘の戸を割きたりとも論ずべき歟。

赤堀川（アカボリ）

是れ利根川を、中田（栗橋）境町（關宿）の間にて[illegible]に、[illegible]ば、全脉の本幹にあたること論なし、東西凡二里。

[illegible]根川等に參考すべし。

下[illegible]、利根川、白川[illegible]二、北係稱佐伯川、一名[illegible]川、南[illegible]、[illegible]、東行數里、至關宿、又[illegible]二、南[illegible]江戸川、[illegible]名太[illegible]川、北[illegible]常陸川、東折合[illegible]川（又司青川[illegible]云、佐伯川、元和七年新鑿、[illegible]七尺、[illegible]赤土、故俗稱赤堀川、（境町以下稱常陸川）自川妻、[illegible]、[illegible]、[illegible]作、至小文間、合鬼怒川（鬼怒川[illegible]、今小貝川）寛永二年又[illegible]拓三間、[illegible]三年又拓三間（共伊奈氏所督役）文化六年又拓四十間、通[illegible]五十[illegible]間、（[illegible]役）於是常陸川[illegible]、江戸川[illegible]。

河[illegible]、承應三年甲午、伊奈忠勝（半左衞門）中川[illegible]の間を[illegible]し、前林村に至り、水海村と[illegible]の沼地に通し、山王村と境町の間より關宿と境町の間に至り、常陸川に注ぐ、是を赤堀川と稱す、常陸川は[illegible]沼、長井戸沼等の下流なり、（元[illegible]間、[illegible]常陸川と[illegible]）[illegible]り下流を疏浚する七八里、以て鬼怒川に注ぐ、[illegible]川本流[illegible]多く、洪水の時[illegible]を以て、直に之を直下せしめしなり、是に於て利根川の本流、[illegible]常陸川、鬼怒川に通じて銚子港に注ぐに至る、按に、[illegible]赤堀川を鑿つを以て元和七年と爲し、承應三年[illegible]之を增鑿すと云ふ、然れども[illegible]下[illegible]、[illegible]川を[illegible]ず、[illegible]保の後に在るを知るべし、[illegible]、[illegible]なりしなり、[illegible]、文化六年[illegible]、[illegible]に[illegible]ど、赤堀川を[illegible]、是に於て[illegible]、上利根川の水、[illegible]に注下し、[illegible]、[illegible]の[illegible]四方に[illegible]し、利根川の名[illegible]今の水路を稱し、[illegible]の下流は[illegible]江戸川を以て之を[illegible]するに至る。

元栗橋（モトクリハシ）

今小手指、[illegible]、[illegible]田、山王、[illegible]川、[illegible]、冬木等と相合せ、五霞村と改む。四面全く河

(古河村島)

水に圍まれて、古は島に割たり。方一里餘、利根河の衝衝にあたり、東古河渡分界の渡口と云す。元來此地は、島の内部にして、權現堂川に從て、即北葛飾郡と境し、東南一里、東島郡關宿の西一里半許。此地は慶長年中まで、奥州街道に當り、武州、栃木、岩槻より來る者、古河に向ひ、流東利川を渡て、島村に至る。故に中島渡川の渡とも云へり。慶長年中、栗橋に房宿を今地に移したるより、當村は元栗橋と唱す。又其北、權現沼、利根の余く混流したるにより、元栗橋より南へ降る者は、權現堂川と云ふ。一書に權現堂川を寛永十八年の新開とするは信け難し。其末端には之を市川(太日川)と云ふ。「下總とは、近世此關水の諸村を泛稱す、古河(コガ)村島といへるに取るとぞ。

利根川圖志云、五ヶ村島に佐伯川あり、田畑も十二に增加す、今の利根川、上中連合の邊は、昔の下河邊在邊井鄕なり、古河より關宿邊までをいふ、五ヶ村島の内江川新田、古名圓井新田といへるもこの故なり、中古諸谷より奥州に行かむには、この邊を過ぎし事疑なし。○板坂卜齋記云、慶長五年八月四日、早朝に小山御立、古河より舟に召、江戸へ御歸(創業記に、四日、公小山を御立、古河に御着、五日、古河より御舟にて、六日江戸へ)栗橋の舟橋御切せ也、御供の衆江戸へ參候に、舟橋はなし、渡船少き五六艘にて渡し候、よろしき人は船に鳥印を立て、手前に荷物共渡しおげ候は内には、他人へは船を不渡、小身のもの、一精合のもの共迷惑の限りなし。

下河邊庄、栗橋船一分事、

右昌宮也、早任先例、可致其沙汰之狀、如件

康曆三年二月五日

島津左京亮殿(遊藝屋記)

元栗橋に城址あり、要害の體を遺し、城山といひ、地形

(栗橋城址)

聳高し、戰國の際、古河、關宿の兩城に分りしならん爲、其結末を詳にせず。元栗橋の東、小手指にも城址と字する地あり、又舊址とす。(利根川圖志云、今の古河城は公方成氏築ける所なり、それより前、享德三年、小山若犬丸、宮方と計りて小山庄祇園城に籠れる時、關東管領(氏滿)は、七月御發向ありて、古河城に在陣云々、(鎌倉大草紙)今いふ御當城の事か、永享十二年、結城合戰の時、結城方より野田右馬助を大將として、古河城を責めて落ちる、嘉吉元年、結城落城の後、古河を責らる云々、此古城址は五箇島の元栗橋に屬す、權現堂川を堀られしに因り、今は城址兩岸に分れ二つになる、其古河と云ふも、古利根川に因れる名なるべし。又云、此古河城、天正慶長の頃にも有りしと見え、小笠原侍、今の古河城修復の時、權に此に移住せられ、隆岩寺は其時の草創といふ。

今按、利根川圖志に、元栗橋城址を、古河城址と云ひ、古河の名も古利根に因れる名ならんと論ずるは、深り遍し。古河の渡津は當時、東、川下に見えたれば、古河と相渉ることなし。又、反古紙に出る所の、氏滿進軍の古河城も、成氏駐營の地に同一なり。又栗橋の城跡は、權現堂川の兩岸に涉ると云ふも非なり、水内(圖志に河南と誤る)に舊時の城跡なし。栗橋城は固より權現堂川の東岸に地を相して築かれたる者なるが、後世其岸堤に末流の鑿ありしに毀たれど、城趾兩岸に分るる者と思惟すべからず。又隆岩寺は古河隆岩寺の隱居所にて、小笠原侍の此に假居したりと云ふも信を措り難し。下總國寺考に元栗橋の城主なる冬木興寺といへり。

利根川の圖志云、沙山は元栗橋の舊田、下コブに在り、方二町許、こゝに登りて一望すれば、川面四面を圍匝し、富士、日光、筑波の山々、雲間に出沒して、風景最佳し、春夏の間、遊客遊観の處とす。

小手指(コテサシ)　今五霞村の大字にして、元栗橋の北に隣る。往時は赤堀川なく、小手指より當時の正道は權現堂川に入りて、古往來は隔なし。(赤堀川の如き)はなかりしと知るべし。東鑑、養和元年閏二月、志太義廣合戰の條に、下野國野木宮の條發向下河邊古我、閏古我、高野渡、小山片、登々貝と見え、云々、足利、館林、大川具下、古我手小手指、小堀寺を指し、合戰、此小手指、高野木より南にして、今の古河、小手指の東に在らず、且古我、高野の渡津は隔れたる事、小手指、東方の南に古我の渡、高野渡、あり、其渡頭に高野、古河の渡ありしとも判定せらるれば、古我は則ち古栗橋にやとも疑はる、猶考ふべし。(小堤は下野古河の東方一里半、常陸への渡口にあたり、小手指は下野古河の南方二里半、武州への渡津とす)

(小手差原)

川妻(カハツマ)　今五霞村の大字とす、小手指の西北に隣し、五霞村島の西北端なれば、利根川は此地に觸れて、東二分し、北を東へ流るるを赤堀川、西を南へ降るを權現堂川といふ。

武州今和泉名寺文書に、文永十二年、下總國下河邊庄前林、河妻郷とあるは、此地にして、往昔は前林、中田の方へ、兩の郷內にして、古河に赤堀川の分れたる時、地相續したり。寛永十八年、小手指と川妻の間に、昔佐伯堀を穿ち、權現堂川の水を、前林村の大山沼に通ず。幾年ならずして、佐伯堀を塞ぎ、川妻と中田の間を疏通して、赤堀川と云ひ、利根、渡良瀨の水は直に東に傾注する事と爲る。

河田氏利根川治革考云、寛永十八年辛巳、伊奈忠治、栗橋と川妻の間より、元栗橋古河城に、權現堂村の間を鑿開し、島川に會し太日川に注ぐ、今按、島川は長ふべし、權現堂川は、上杉文書、氏政氏直判物にも、已に廣河(ハロカハ)とあれば、寛永以前より之を無かりしなり、

川と云ふも之に外ならず）又渡瀬川の水も亦多く南流して權現堂川に注ぎ、其川妻村より關宿に至る下流は（今按、權現堂川は權現堂川、大日川と同脈異名の水のみ、されど其別支は川妻の邊にて、大山沼、常陸川、乃至山王沼、江川等へも交通せしにや）浸潰するが爲て、小手指村に於て之を塞き、更に新流を川妻の東に鑿ち、北流して青木の沼池（大山沼）に注がしむ、之を佐伯渠といへり。

山王（山王沼） 今五箇村の大字にして、元栗橋の東一里、赤堀川と逆川を帶び、島の東北隅に據り、逆川を隔てて關宿城址を望む。山王の南なる池澤を山王沼と云ふ、相接して福田沼、冬木沼、青木沼等、存在す一帯に、山王、江川の邊の沼澤は、正保圖に載せたり、是れ渡瀬川の故道にして、川妻より關宿へ通りしを、寛政中、之を小手指に塞きければ、涸して沼澤と爲ると謂ふ。然れども、此沼澤の形勢は、全く河道跡のみに非ず、恐らくは澤中を、渡瀬、利根の支派が、横流せる者ならん。されば山王沼、江川は、中世渡瀬、利根と、常陸川の交通路たりしとも謂ふを得ん。

東昌寺（江川） 今五箇村大字山王に在り、山王沼の北邊に居り、寺境林木蒼鬱、一宇して古刹たるを知るべし。關宿城主簗田氏の菩提所なりければ、古河志に、下總國下河邊庄、關宿寺、六國山東昌寺、[illegible]簗田河内守持助、明應四年六月、住持[illegible]云々とあり。

冬木 今五箇村の大字にして、元栗橋の南也。利根川圖志云、冬木村大聖寺、この寺の檀那なる冬木氏は、古河公方の臣にて、その後孫、江戸深川冬木町を開き、今猶古河公方の文書を藏すといふ、又關東古戰錄に載せたる、里見の臣、冬木丹後守もこの地の人なるか。

前林 今釋迦、磯部、砂井、水海等と相合し、香取村と改む。赤堀川の北岸にして、大山沼の東、釋迦沼の西なる半島狀の地是なり。古の栗橋の渡より、小手指（五箇村島）を經て、前林、逆見、吉河と次第して往來したりとも云ふ、香取神を祭る、

□□所領等事〔聽濤閣雜記〕

信濃國大田庄大倉、石村南郷、
下總國下河邊庄前林、河妻南郷、恵米宮村、
右件所々所讓與藤原氏也、但於下河邊高村者、一期之後、可付惣領之狀、如件、
文永十二年四月廿七日　[illegible]（花押）

文中の藤原氏は下河邊氏の女なるべし、某云ふも本庄地頭職の下河邊（藤原姓）の家嫡を指せる者、其後守は金澤實時なり、猶系圖に探るべし。

釋迦沼 前林の東なる沼澤にして、大山沼の古名[illegible]沼の北邊を釋迦村と云へるは、古の[illegible]の遺跡なるべし、釋迦村に[illegible]あり、今共に香取の新號の下に統きたり。

釋迦の香取神社は、今甲香取祠と同[illegible]下總名寺考云、永正十一年八月十六日、佐竹義舜、岩城由隆、攻宇都宮忠綱、乞援結城、[illegible]出陣[illegible]村、[illegible]相摸、義舜由隆大敗、十七日、古河政氏、[illegible]下總今甲香取祠、以寄國家治平

色益郷 和名抄、猿島郡色益郷（今訓ならず、蓋色益はシカヤとよみ、今の釋迦沼の四近を籠めしならんと、想定せらるゝが、五箇村、香取村、[illegible]等にあたる。此邊を近世郡山とも云ふを惟ふに、古の郡家は色益に在りしが、後世專ら郡山と稱して、色益の名を失へるか、色益の訓義は鹿谷ならん。

水海（釋迦） 今釋迦、前林等と合せ、香取村と改む、釋迦沼の東岸にして、境町の西北一里半、水海の沼澤は民家の南方にして、其末は釋迦沼と共に赤堀川へ排出す、其水濱に塁址あり、簗田氏の居城なりき。水海の邊を郡山郷とも云へり、されば猿島郡の郡家は此に在りて、即色益郷内なりしに似たり。

下總名寺考云、天正二年五月、北條氏政、攻關宿城、不克引還、三年五月、簗田晴助、及子持助、去水海城、投佐竹義重於常陸、[illegible]、簗田持助、爲水海城主、其子[illegible]、一書作覚水。（按、覚水の名は古戰錄、[illegible]等に見え、ミヅミと傍訓するもあり、覚にミヅの訓あるは疑ふべし。

三島神社（覚水）（郡山） 今水海に在りて、一古祠とす。○利根川圖志云、道興准后廻國記に、下總國こほりの山の三島大社云々とあるは、今水海村のことにて、其社は朱印領五石、別當[illegible]、關宿城主、簗田持助の子、[illegible]は、常州郡山[illegible]、[illegible]銘文に元亀三年、[illegible]右京亮正助」と彫る、政字正字同訓なれば、傍を省畧せしまでなるべし。

下總國こほりの山といへる所に、伊豆の三島を勸請し奉りて、大社ましましけり、彼の別當の坊に、暫く逗留し侍りける中に、歌など度々言捨てしを、少々記し置き侍りける、

尋ねきてこゝに三島のおなじ名を思ひぞ伊豆の國つおみかぜ、

ある夜待わたるに、北峯の雲晴たりければ、

富士の根の麓に月はかげしろしそらにきえたる雪のしらゆき、

かくて、こほりの山を立出てゆく道に、葛のいと繁く侍りけるを見て、

我がかたに歸らんことも遠き野のまくづうらやむ秋かぜのくれ

高根郷 和名抄、[illegible]、今訓ならず、もしくは色益郷の北なる逆見、小堤などの郊野に

して、下野寒川郡芳宜郷に連接せる地なり。

邊見　上邊見、下邊見は前林より古河市街に至る間にして、中田光了寺の縁起の、靜女が枉過せる際路は、實に此間にあたれり。今大堤、牛谷、女沼等と相合し、邊見村と改む。古郡郷の隷屬を知らず。古河志云、城下町の東半里許に經塚といふ地あり、享保十九年、此なる火藥庫災す、今に災庫の跡とて凹みてのこる、叢芝園漫筆曰、古河城外一里有藏火藥庭、甲寅六月十七日夜、藏中忽發火、所藏火藥凡二萬千五百斤、一時爆發、聲震天地、東都去古河百七十里、聞者咸驚、以爲地動、後從其實、群疑乃釋、世皆稱、古河昔蓄火藥之富云、予見古河人商問故焉、日人莫知其所以發火、張華有言日、積油萬石、自然生火、豈火藥亦然耶。

小堤　今稲宮、大野、關戸等と相合せ、岡郷村と云ふ、邊見の東にして、北は都賀郡堺に至る。

(岡郷)小堤は古名、養和元年二月、野木宮合戰の時、小堤にも合戰あり、是は常陸國への直徑にあたれば、人馬の馳騁を見しならん。野木宮は小堤の西一里半、牛谷、赤塚を經て至るべし、此堤は古の猿島、寒川いづれの郡郷に屬せしにや知らず。○古河志云、大野、大堤の邊を櫻井郷とも、岡郷とも云ふ、正定寺あり、昔は淨土宗三派（青山、藤田、鎭西）の一なる藤田派にて、持阿上人開基の處と云、昔[illegible]藤田派全くほび、當[illegible]派と爲れり、寺記に、武相[illegible]、藤田小三郎太夫行家之孫、小太郎行重、子其心、字持阿、弘安六年、詣相州善導寺、初遇良辨、何宗[illegible]元年の[illegible]に葛飾郡上幸島庄、下大野村[illegible]見え、[illegible]を寺とす、[illegible]中まで[illegible]、[illegible]自[illegible]、[illegible]寺の[illegible]なる

(大野)[illegible]、良清中、淨土宗藤田派、唱名上人弟子理[illegible]、[illegible]、[illegible]、創[illegible]猿島[illegible]寺、この龍福今存廢未考）

柳橋　今葛生、久能、高野と尊相合せ、櫻井村といふ、小堤、大野の南にして、長井戸沼の支灣に近接す。古の猿島郡色益郷などの區域にや、又八俣郷に隣接す。柳橋淨巖寺、近世寺領二十石を有せり○結城戰場[illegible]云、永享十二庚申年正月四日、晴朝、自關宿歸營地、古田中務大輔、在古河之塘、從前代與結城不善、[illegible]田於中途[illegible]之地、五百餘騎之人數以相待、既晴朝與之合戰矣、山川中務大輔殿向返島敵陣、[illegible]田人數二百餘人討捕、古田殘少成引退矣、晴朝得勝利。○柳橋を、將門記に樋橋（一本礒橋）を京師山崎津に擬すとあるに、據けるものあれど如何にや。又高野を、東鑑に見ゆる古河高野の津に擬する説あれど、信け難し、高野は利根の古渡津にて、今武州葛飾郡内に地名存す。此なる高野は、荒野開墾の義にて、文字同しけれど、唱呼も違ひ、義理も異なり

—◆—◆—

稲尾　柳橋、葛生の南に志島、稲堤あり、長井戸沼の支灣、其三面を護れり。志島は後文字の佳好にて、稲尾は稲庭の舊訛にやと云へり

塚崎　今稲尾、志島、横塚と相合し、瀧村と改稱す、長井戸沼の西岸にして、赤堀川の岸に沿ふ。大谷の隣境なれば、色益郷の舊域内ならん。境町と沼湾を挟みて相對す。

塚崎の北を横塚と云ふが、此に沼岸の岸邊に一丘あり、形状大冢に類たり、按ずるに、塚崎の名もこれらに因れる者のごとし。

長井戸沼　今猿島郡の中央なる一沼澤なるが、近世は此沼邊に猿島、葛飾二郡の界を分ちしこともあり。沼は東西十町、南北一里、其北は二十餘町なり、西北は下野國寒川郡より來る野水（小堤を經て二里許）を承け、[illegible]一里、東北は猿島[illegible]小山驛の北、羽川に發する野水（南谷井田を經て五里）を承け、逆江一里、大河の南岸にて、赤堀川（[illegible]川）と、堤塘を以て相分つ。

長井戸沼は將門記に「將門[illegible]、[illegible]常陸之[illegible]、[illegible]、逆於廣河之江」とある廣河江にあたるべし、廣河とは當時の常陸川にして、葦津江の南なる流江なり。（一書に、葦津を岡田郡葦谷村に引きあてたれど、廣河之江へ懸隔す）

(葦津江)

葦津郷　和名抄、猿島郡葦津郷（[illegible]）今境町、長田村、猿島村、森戸村等なるべし。色益郷の東にして、長井戸沼より東南なる江濱を總ぶ。將門記に、葦津江の上より、廣河之江に泛ぶとあるは、地形を推して、長井戸沼、境町の邊より、中利根の江（昔の常陸川）に往來せるを判知すべし。

境　今境町と云ひ、人口五千、中利根の要津にあたり、關宿と相對し、赤堀川は此に來り、長井戸沼の水を容れ、逆川（江戸川）を分つ。されば利根上下の舟、及び江戸川[illegible]は、日夜此に繋泊し、[illegible]此に在り、境町より結城へは谷貝、諸川を經て陸路八里、古河四里。利根川圖志云、境町は猿島郡の地、關宿の對岸、結城の[illegible]なり、川を六艘、舟を江戸に出して、以て行旅に便す、この下にガツケといふ處あり、下小橋と清向に屬す、近郷より薪をこゝに出し、以て中利根川に浮ぶ。[illegible]、谷貝町は、近世關宿藩に屬し、境下町に對したりと、[illegible]れども、境て境下の街巷に[illegible]、[illegible]と云ふべし。

長井戸　今猿山、鵠沼、下小橋、浦向等と相合せ、長田村と改む、境町と谷貝の間なる、郊野に在り。下小橋、浦向は江濱なり。

諸川春[illegible]、楊柳風[illegible]、關々[illegible]已遠、青山低在亂橋頭、　館　柳　灣

大歩　今山崎、染谷、金岡、内門等と相合せ猿島村と改む、

[illegible]の[illegible]に[illegible]ハヅに、[illegible]の假借は、[illegible]故を知らず。

伏木（フセギ）（森戸）（百戸）（穴太邊）　今百戸、市之谷、若林と相合せ、森戸村と改む。[illegible]の南にして、境[illegible]より東南にあたり、中利根川の濱岸[illegible]。百戸は又百戸（モオド）に作り　古[illegible]なりしとぞ。

[illegible]、伏木[illegible]、[illegible]田十五名、[illegible]、満[illegible]、[illegible]小[illegible]、亦[illegible]十[illegible]、[illegible]、接[illegible]、[illegible]八[illegible]、[illegible]三年[illegible]、穴[illegible]、今伏木村、有阿乃倍[illegible]、穴太[illegible]、字又作穴穗、載孔王、[illegible]十九年紀、詔著穴穗部、穴穗者安康之諱、[illegible]子、故定部[illegible]、以[illegible]子代、[illegible]、孔王部省、穴穗天皇之[illegible]也、[illegible]寶四年紀、下總人穴太部阿古賣、延暦九年紀、[illegible]島郡[illegible]孔王部山[illegible]呂、養老五年葛飾郡大島郷戸籍、[illegible]孔王部氏人二百餘口、是其部曲[illegible]。大寶八幡宮古[illegible]、

大日本國、武藏州崎西郡、[illegible]江[illegible]今市村、今[illegible]山[illegible]寺、[illegible]、今[illegible]大[illegible]、中[illegible]年[illegible]十一月十三日、[illegible]山石室[illegible]書、當代住持[illegible]、幹縁比丘道[illegible]、大檀那[illegible]、大工[illegible]道善、大檀那[illegible]原[illegible]政行、[illegible]寺、住持比丘[illegible]光

奉行　小谷野三郎左衞門[illegible]公　青木[illegible]
[illegible]屋山城守[illegible]　逆井[illegible]守[illegible]」

下州、[illegible]島郡、穴太邊、[illegible]、
[illegible]山[illegible]隆[illegible]、住持[illegible]隆[illegible]
享徳五年丙子七月十六日」

一之谷（イチノヤ）　今森戸村の大字とす、沼澤あり。二十四張順拜圖會に、[illegible]は、[illegible]猿島郡一之谷に[illegible]、[illegible]坊と[illegible]、即[illegible]の[illegible]に、[illegible]の此寺に[illegible]しを、中世武州川越城下（今[illegible]るべし）へ移し、後は[illegible]都[illegible]寺へ移され、[illegible]谷[illegible]に[illegible]あらる、[illegible]は一之谷の[illegible]の[illegible]に、[illegible]坪の[illegible]を[illegible]たり、云々（[illegible]）[illegible]坊は俗名幸實と云ひ、藤原姓とぞ。

長須（ナガス）（長洲）　今長須村と云ふ、伏木の南にして、若林と相接し、[illegible]は鵠戸沼、西南は[illegible]川、一之谷に至り、猿島[illegible]、[illegible]、[illegible]に、下[illegible]長[illegible]牧とある地なるべし。

地理志料云、長須村、地勢、東有鵠戸沼、西有市谷沼、南帶利根川、水草有便、最適放牧、清宮氏曰、長洲對岸[illegible]島[illegible]、[illegible]、左馬寮式、[illegible]十人、取[illegible]、[illegible]、所[illegible][illegible]口等、[illegible]、[illegible]、下之[illegible]、[illegible]。

鵠戸沼（クグヒド）　[illegible]長[illegible]、[illegible]村あり、今岩井[illegible]せらる。此澤は屈折して鉤狀を成し、長二里、横十町乃至三町、近時大半は蒔田となれり[illegible]、鵠戸沼は[illegible]、[illegible]谷、一之谷の邊より出、屈曲[illegible]里餘にして、小山に至り中[illegible]川に[illegible]、[illegible]は[illegible]永四年の[illegible]なり、す[illegible]、[illegible]に、げに往昔は[illegible]川、[illegible]、[illegible]の[illegible]、[illegible]なる[illegible]水[illegible]りしを、[illegible]の[illegible]とし[illegible]、下[illegible]島の西に島[illegible]山の故跡とて[illegible]、今も有り。

小山（コヤマ）　今長谷、[illegible]打等と[illegible]、中[illegible]村と改む、鵠戸沼の東にして、沼の[illegible]に、小山に至り利根川へ入る、岩井[illegible]の南一里。小山の[illegible]岸は[illegible]村（東葛飾郡）にして、[illegible]に[illegible]の大字[illegible]、[illegible]にや[illegible]らる。

矢作（ヤハギ）　今[illegible]、大[illegible]、小[illegible]、中里、下[illegible]を合せて[illegible]村と改む、小山の[illegible]にして、[illegible]に至り、南は利根川、北は岩井[illegible]とす。[illegible]下[illegible]の郎從、矢作二郎、鈴置平五と云ふは、此在名を取れるにや、[illegible]置[illegible]ず[illegible]沼つを、利根川圖志に保地（ボチ）沼と云へり、[illegible]と[illegible]れる名なるべし。

（法師戸）

下河[illegible]石[illegible]、蒙[illegible]參御免、自鎭西去夜參着、是相[illegible]、[illegible]忠[illegible]、今日參營中、獻盃酒事者、留置下總國之郎從、矢作二郎、鈴置平五等、用意[illegible]、向于途中、以之令宛經營[illegible]、全不貪他物、云々、二品[illegible]、淨[illegible]、[illegible]其志給。

實忠日記云、天正二十年二月十九日、忍の城わたして、[illegible]より[illegible]にて[illegible]、[illegible]日、矢はき[illegible]越候、廿一日かないと[illegible]越候、廿二日、上代迄つき候、小[illegible]川にてふる舞候。

石井郷（イハヰ）　和名抄、猿島郡石井郷。〇今岩井村存す、さればば中川村（小山）七郷村（矢作）等にあたる。

[illegible]、大[illegible]沼澤[illegible]水に限る。石[illegible]、平將門猿島郡石井[illegible]に、將門記に石井營（モリヤ）と云ふも此なる[illegible]、[illegible]、相馬郡守谷の古墟な[illegible]て、將門の[illegible]と[illegible]し、相馬内裡の[illegible]を立つ。近世、[illegible]田氏相馬日記[illegible]、守谷を以て[illegible]と[illegible]したるは、[illegible]むべし。[illegible]守谷の[illegible]、中[illegible]相馬氏、師常の孫[illegible]、累代[illegible]、[illegible]將門の[illegible]の[illegible]の比にあらず。[illegible]石井には[illegible]、[illegible]宮の古跡、[illegible]るに足る[illegible]なきも、亦其所[illegible]、[illegible]も石井の古[illegible]を以て、守谷の廢墟に牽强すべからず。

[illegible]記云、天慶二年正月、[illegible]門、[illegible]可建[illegible]城之處、下[illegible]猿島郡石井郷[illegible]、[illegible]左右大臣、納言參[illegible]、文武百官、六[illegible]八史、皆以[illegible]、[illegible]所[illegible]士耳、[illegible]大政大臣[illegible]、[illegible]云、[illegible]一[illegible]、[illegible]可及[illegible]、[illegible]之門、[illegible]東[illegible]國[illegible]、[illegible]狀、將門[illegible]五代[illegible]也、[illegible]、[illegible]運哉。

[illegible]六、天慶二年十二月、[illegible]、且[illegible][illegible]、[illegible]印、[illegible][illegible]可勤公務之由、仰留守之國掌、乃可預天位之狀、奏於太政官、[illegible]中旬、[illegible]

[illegible]所謂石井營也、[illegible]常陸國猿島郡石[illegible]入、其[illegible]也、[illegible]

[illegible]前には深さ仞餘にして水を湛へたりしも、今は唯凹窪の[illegible]島廣山といふなり。

島廣山（シマヒロ）　今[illegible]、[illegible]に、岩井[illegible]あり、又北原あり、是れ島廣山北山ならんと。古書の意を推す[illegible]

(天慶三年)[illegible]二月一日、下野押領使藤原秀[illegible]於下野國、[illegible]門合[illegible]手、道[illegible]四方、中矢[illegible]人也、[illegible]至下總國、征[illegible]將門、[illegible]始自將門之館、至于[illegible]、[illegible]十四日未剋、[illegible]於同國、貞盛、[illegible]時將門、忘[illegible]、[illegible]秀郷馳至、斬將門頸、[illegible])、

將門記云、天慶三年二月十三日、[illegible]壤下總之堺、[illegible]江、受貞盛[illegible]於左右、[illegible]力之[illegible]地、[illegible]常陸國之已損、[illegible]日[illegible]不逆、[illegible]將門、[illegible]存衛方之[illegible](自皆易日、[illegible]寄之人也、[illegible]傳兵[illegible]八千餘[illegible]幸島郡之北山、[illegible]衛、[illegible]年始四十、投錐於十五里、養由年始七十、舊[illegible]於三千里、故有此句也、[illegible]

天慶三年二月[illegible]將門、今月十三日、於下總國幸島合[illegible]軍士、平貞盛、藤原秀郷等、[illegible]日、藤原秀郷[illegible]、殺害平將門之由、[illegible]

[illegible]云、三年二月十三日、貞盛[illegible]へ發向す、將門は下總國幸島郡北山と云所に陣を取、其勢纔に四千[illegible]、同十四日、未時に矢合して、[illegible]ふ。

岩井（イハヰ）　今[illegible]道の西北二里半。

[illegible]

下[illegible]な絶んとするの報あり、因て夜半途に上りて、關宿より[illegible]

邊田（ヘダ）　今[illegible]

邊田の西念寺は二十四張第七、野田西念坊の旧址なるが、[illegible]來て化導、これより、眞宗の佛閣となれり、其後三世の[illegible]としろせり、[illegible]年中、[illegible]西念寺と改た[illegible]

(西念寺)

猫實（ネコザネ）　今[illegible]

山、一作門山)猫賀の東北は古の飯沼の大澤にして、近世澤中の水を排開して、悉皆田圃と爲す、今飯島村と稱するは、實に其新墾に係る、(飯田山は菅生沼の西岸に居り、邊田と相對す。)結城軍記に「[illegible]郡岩井、若林、生子、出島、中里、沓掛、猫内、鎚打の邊の武士云々」とある猫内は、猫賀の事なり。

(神田山)

馬立(ウマタテ) 今幸田、弓田と相合せ、弓馬田(ユマタ)村と改稱す、猫賀の北にして、岩井驛の東[illegible]。飯沼の排水路(ホリ)は、馬立と[illegible]田の間に、[illegible]の丘山を斗破したるものとす、即西北より西南へ降下せしめ、菅生沼へ注ぎたり、享保中の開鑿にして、即又吉田用水の末なり。

(幸田)

弓田(ユダ) 馬立の北にして、岩井驛を去る一里、湯田にも作る。○關八州古戰錄云、天正元年、關宿落城の後に、猿島郡は小田原の持と成に付、翌日[illegible]の秋、小田原殿より、[illegible]勢備中守に命ぜられ、[illegible]田村に[illegible]構へ、所[illegible]方の米穀、悉く取入、飯沼の邊にありし、天[illegible]の[illegible]を[illegible]挿び、其地にも城を築き、[illegible]の兵具を、[illegible]にて城内へ運搬なさしめ、士卒三百人にて之を守る[illegible]、是は[illegible]に多賀谷[illegible]の領分に[illegible]るに因り、押へのためなり、[illegible]は關[illegible]へ出城を構へて、[illegible]勢を合せ、[illegible]に[illegible]出て、[illegible]島を切從へ、天[illegible]宮を再建し、[illegible]の[illegible]信を[illegible]むる○按、今弓田に城[illegible]有、傳ふるに、即古城[illegible]是なり、[illegible]て駒[illegible]塞、[illegible]など字する所あり、[illegible]に[illegible]所遺の石器を拾ふことありと聞く。

(湯田)

塔隨鄕(タフサ) 和名抄、[illegible]、今七重村、香[illegible]村、弓馬田(馬立)神大賀村(猫賀)生子菅村(生子)等にあたることに[illegible]、富田(トミタ)の名の遺[illegible]、[illegible]せらる所とす。

(富田)

地理志料云、按[illegible]、隨[illegible]字、本作[illegible]、[illegible]云多布太、養老五年紀、唱歌師託多眞玉、賜絁六匹、天平十七年紀、作託陁眞玉、天平寶字五年紀、百濟人答他伊奈麻呂等五人、賜姓中野造、姓氏錄、中野造、百濟人杼率答他斯智之後、東大寺文書、寶龜四年寄資所解、答他虫麻呂、答他、託多、昔一音之[illegible]、今有富田村、[illegible]其遺呼。

三村(ミムラ) 今富田、駒跿(コマハネ)(駒跿は[illegible]の義にて、[illegible]に作る者と同語とす)等と相合せ、七重(ナナヘ)村と改む。三村は岩井驛の西北一里、鵠戸沼の一岸に居り、形勢島山のごとし。一之谷の東一里許とす。一に最頂院と號す。○地理志料云、一之谷[illegible]は[illegible]に[illegible]けし人なりと、又[illegible]あり、一之[illegible]、三村[illegible]、[illegible]田十石、[illegible]、[illegible]元中[illegible]原[illegible]、[illegible]木[illegible]、[illegible]手[illegible]、[illegible]、在[illegible]、五[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、貞永[illegible]、[illegible]弘[illegible]、[illegible]

(駒跿)

生子(オヒゴ) 今菅谷(スゲノヤ)と相合せ、生子菅村と改む、[illegible]村の北にして、境町の東二里。[illegible]、[illegible]木車、[illegible]、[illegible]、[illegible]

沓掛(クツカケ) 今沓掛村と云ふ、岩井驛の北二里、飯沼の澤田に臨める村落なるが、下妻への往來にあたる、沓掛の名は[illegible]し故に[illegible]、[illegible]日[illegible]、[illegible]、[illegible]下[illegible]、[illegible]、[illegible]、庄名にも呼ぶ、[illegible]

逆井(サカサヰ) 今山村と合せ、逆井山村と改む、沓掛の西北にして、又飯沼の澤田の西南邊に倚れり。和名抄八俣鄕の域内なるべし、谷貝町へ一里。

八俣鄕(ヤマタ) 和名抄、猿島郡八俣鄕、今八俣村、逆井山村、[illegible]村にあたる、即塔隨、[illegible]二鄕の北にして、[illegible]、[illegible]に[illegible]し、東は結城郡なり。八俣は[illegible]山田に作り、[illegible]は[illegible]て唱ふ、又因て八俣の鄕なるを知るべし。[illegible]村岡氏、八俣、塔隨、高根の三鄕は、皆[illegible]別姓に因みあることを[illegible]ぜられたり。地理志料云、八俣部氏、百濟人多地多[illegible]之後也、多地或多他之訛、亦與上文答他[illegible]相近、[illegible]、作八俣[illegible]、[illegible]

(山田)

谷貝(ヤカヒ) 今山田と相合せ、八俣村と復稱す、境町の北二里半、小山系圖、政光[illegible]、[illegible]島氏、[illegible]氏、[illegible]也。長[illegible]沼の支[illegible]の東邊に居る。民家數十、結城道を挾みて[illegible]次す、故に町と唱へらる、[illegible]の遺制に出づ。

仁連(ニレ) 今[illegible]島(カワシマ)村を大字とす、谷貝の北一里、民家[illegible]路を夾みて、谷貝と相[illegible]し、即又町と唱へらる。(仁連川とは飯沼川の一名なり)下[illegible]考に、仁連町、諸川町、共に五ケ(ゴザ)[illegible]の地名あるを擧げ、[illegible]名抄なる餘戸鄕にひきあてられたれど、理義貫通せず。

(五部)

諸川(モロカハ) 今仁連、五部、片岡、[illegible]田等と相合し、[illegible]島村と改む、八俣村の北にして、結城往來の一驛次なり。境町より三里、結城へ三里半、古河へ三里、小山へ三里半。諸川とは、[illegible]の東、[illegible]城郡界を流るる水名に因る、對岸は[illegible]、七五三場村なり。諸川は其源羽川驛(下[illegible])の東なる[illegible]井に發し南下、末は飯沼澤田の[illegible]に併せらる、されば江川、又は飯沼川とも唱へられ、其[illegible]川合[illegible]の[illegible]根に至るまで、凡十二里。[illegible]大鳥[illegible]皮長[illegible]行云、四月十二日、予は兵二千を以て江戸を出て、十五日、諸川驛にいたる、十六日、此驛より一里餘も小山の方に、敵兵と覺しきもの百人計屯聚し、當驛の方へ押寄せ來る、即二小隊を出し、追て又二小隊を應援のため遣はせり、間もなく[illegible]の如く聞え、彌々戰端開けしことを知れり、且小山の方にも、戰爭の[illegible]あるを聞けり、[illegible]くありて[illegible]北し、結城の方に引揚しに由り、味方も[illegible]引揚し、予は[illegible]し、是迄は不致、予等の一[illegible]、[illegible]、吉左右なりと、一同[illegible]發、

何れも愉快の思ひを爲す、夕方諸川の四方へ舟を出し、不虞に備へたり。

川口（カハグチ）　將門記に見ゆる村名なるが、後世聞こえず、下野國に近接するに因たれば、猿島郡の中ならん。○將門記云、天慶三年二月一日、新皇擧隨兵、超向於敵地下野之方、副將軍春茂陣頭、經明遂高等後陣、以訪得敵之所在、伺見貴香、登高山之頂、遙見北方、依實有敵、略氣色四千餘人許也、受經明等、既得一人當千之名、不可見過件敵分、不奏新皇、迫以討合於押領使秀郷之陣、秀郷素有古計、如案討取玄茂之陣、其副將軍及夫兵等、迷三兵之手、散於四方之野、知道之者如弦徹出、未知之者如車轉也、僅存者少、遂亡者多、于時貞盛、秀郷等、結覽征之後、同日未申剋許、率到於川口村、新皇揚聲已行、振劔自戰。

清宮氏下總國圖に、此川口村を利根河故道の邊、今武州埼玉郡の川口に擬せしは、地理に合はず。

結城郡

結城郡（ユフキ）　現下總國管、明治二十九年、岡田、豐田の二郡をも合し、面積十六方里、三町二十四村、人口八萬、今茨城縣の所管に入り、郡治は宗道村に在り。

古者は下野國下部賀郡絹村、并びに常陸國眞壁郡の西新治十七町村（下館、下妻の邊）を本郡の下に係く、地形の自然に相したるなり。

結城、岡田、豐田の三郡は古來下總の所管と爲すと雖、地形全く下野、常陸の間に斗入し、其通路と云ひ、産業と云ひ、歷史と云ひ、皆下野、常陸の隣接諸郡と相

渉る。されば今之を下野縣治に屬せしめずして、茨城縣治に屬するは、頗其當を得たり。而も猶其形勢を究むるに、猿島郡と共に、下野に屬せしむるを、最當れりとす。彼の毛野川の下野より來り、山道大路の下野に通するは、結城、猿島の栃木縣治に合せらるべき、第一の理由にあらずや。今の岡田、豐田を合併したる結城郡は、其地形南北十里に及ぶも、東西二里許、甚薄弱なり。即常陸の眞壁郡、小貝川以西の地を兼併して、縣治を下妻に置かば、下野常陸の國郡界、頗整合するを得ん。

結城郡は和名抄、由不岐と注し、五郷に分つ。續紀、小鹽郷を載すれば、實は六郷なるを知る。延喜式、寶曆圖、結城郡高二萬五千石。古語拾遺に「好麻所生、謂之總國、穀木所生、謂之結城郡」とあるを惟ふに、結城は太古早く木綿製作の民人此に居り、一國を成しし也。古語拾遺は、國郡制定の後に、結城の降りて郡と爲り、下總に隷するの目に著せしが故に、總國と結城郡、主從相依屬するかの如くに曰へるも、眞意にはあらず。總國、穀木國、もと對稱なりしと判斷すべし。穀木の釋名は、村岡氏先註備なり、下に引けり。

結城、古河等の地が、往々古書、並びに今人にも、其所屬を誤られ、下總やら、下野やら、常陸やら、何國に屬するを詳にせざることあるは、形勢の紛はしき事上に在れば也。つきて一奇談あり、結城弘經寺は、三國に分屬すとの說の存在是也。（東國旅行談云、結城弘經寺は、一寺内にて三箇國にわたる、本堂は常陸國に建てられ、下野國に方丈をしつらひ、臺所釜殿は下總國なりと、珍らしき事也。）

結城は中世以來、全部庄園に屬し、小山朝光其庄司と爲りけるより、子孫傳領す。吾妻鏡に、朝光自稱して結城政所と云ひ、小山文書に、結城郡を傳家の一邑と

して擧げたり。

地理志料、按、古語拾遺云「神武帝時、天富命、率日鷲命之孫、播殖麻穀於東國、穀木所生、之謂結城郡」、其說可從、倭名抄具部、引本草和名注云、木綿、折之多白絲者也、和名由布、草木部、引兼名苑注、穀木也、字の云、穀木名也、和名加知」、狩谷氏曰、木綿即杜仲一名、神代紀云「天日鷲所作、木綿調由布」、古語拾遺、記其事云「令天日鷲神、以津咋見神、種殖穀木、以作白和幣、是木綿也」、又豐後風土記「速見郡柚富郷、此郷之中、栲樹多生、常取栲皮以造木綿、因曰柚富郷」、又萬葉集、木綿、遣義之木、穀皮也」、據以上諸書所言、可證由布用穀木皮作之、是物舊讀名可究、古以木皮故、神代紀用木綿字、又用杜仲一名木綿字、又按、古語拾遺云、穀木作木綿、當依風土記云、栲樹作木綿、則知穀楮同一物、栲乃穀也、又農桑輯要云、楮或从字、本草、一名穀、名穀實、又知穀與名楮、楮其實文、岡部氏曰、穀之古字之變、本草氏曰甲國見字、皆來是、狩谷氏又曰、由布以穀木皮爲之、以供祭祀者、其遺法、至今人猶用其樹皮作麻之布、謂之由布者、蓋由乎之轉、由乎之言、齋織也、以供祭祀、故云爾、蓋齋乃日由爾波、祭器有由加也、若非祭祀之用者、則單言乎、與今人稱麻苧同、以穀皮所造之乎、織成之布曰多閉、和名抄白妙是也、多閉以穀皮所造之織成者、故其用穀字也、其由布多閉、以木織成之衣服、今信濃甲斐伊豆上總之國、鄙人以穀皮織布、呼多布、蓋多倍之轉、本郡以結城著世、稱曰結城縞、結城布其來蓋久矣、

—————◆〜◆—————

江川（エ）　又飯沼川（イヒヌマ）といふ、結城郡の西界を爲す野水にして、結城、小山二驛の間より南下す。源は河内郡藥師寺村に屬し、山井といひ、西流して飯沼と爲り、長さ五六里の流江なりしが、近世は其流江の沼澤大抵開きて稻田に變す。而も一條の溝渠、尾崎に至り、以下數派となりて、

澤田を貫通し、其排出路は一も在管生沼に注ぎ、本流は横倉根に至り絹川へ入る、遠源より測れば凡十五里。(吉田用水堀と飯沼を參考すべし、一名仁連川といふ)

高橋郷 和名抄、結城郡高橋郷。○今下野へ入り、下都賀の絹村是なり、即結城郡の北極にして、深く常陸眞壁郡と下野都賀郡の間に挿入したる地なり、即其北界は下野河内郡に抵觸したり、下野國志によれば、今の絹村は元條中[illegible]都賀郡へ入りたる者といふ、其絹村に大字高椅存す、小山驛の東北一里。

下總舊事考云、結城氏三代廣綱、三子時綱、稱金山五郎、居下總高橋村。

高椅神社 今下都賀郡の屬、絹村の大字高椅に在り。下野國志云、高椅の邊は、中世、小山氏の所領にて、小山庄内なり、小山家湮滅後、舊の如く下總結城郡へ屬せしが、元條中改めて、高椅、福良、[illegible]、中島、中川原五村を都賀郡へつけらる、(近年、此五村と田川、延島を合併して、絹村と云ふ)高椅明神、社領三十石、結城町の北一里。○地理志料、高椅社、祀高椅朝臣磐鹿六雁命云、按日本紀及高橋氏文、六雁、大彦命孫、從景行帝於東國、饋東國國造等所進物子、供奉膳職、其裔蕃衍房總三州、賞姓氏、鎌可知矣、是其裔所居因祀之、仁徳五十三年紀、上毛野君竹葉瀬、姓氏録作多奇波世、是爲桑原臣祖、祀典載同田郡桑原神社、蓋其裔所祀、則知竹葉瀬[illegible]、梅、取諸地名也。

結城家譜云、近年東國風俗、千歳高化、相州北條氏專擅、其後氏政、氏直兩代、恣濫前之利潤、對都部寨表捜、宗光忠勤、漫收結城之跡、依之晴朝請親于相言、北條陸奥守取小山爲領知、氏政氏直父子率數千騎、於結城且相戰、雖然結城堅固相保、到天正十八年春、關白秀吉公發向關東、退治北條一家之時、晴朝攻落小山、榎本両城、成忠節、預殿下御感、其後從關白殿、源家康公嫡子牟請、秀康卿爲養子、讓與結城家督、同年八月六日關白於、後遣數年、家康公治天下、賜[illegible]前國、結城十八世孫、被任從三位中納言、結城之家子孫斷絕、千代高[illegible]見之云爾、有書物否、改勝被記置、然康白後代、下總國結城總社高橋明神之御證在[illegible]、晴朝、以其證侍自守、筆者中村爲寫之、明神請華、于時慶長十二年丁未十月二日、結城晴朝公十七代後胤、左衛門督源晴朝書之、結城代々覺、並山川、水谷武達覺を記者也

福良 今絹村の大字にして、高椅と結城の間に在り。廣田全語記に、結城合戦の時、城已に破れ、春王安王走り出てしかど、福良に於て寄手のもの生捕られしことを載す、即此也。

田川 水名にして、又絹村の大字也。永享記云、結城陣の時、大將上杉兵庫頭清方、當時軍兵ども[illegible]日本半國の勢を向て、一城を攻責て、當地にて數月不及合戰、且可爲末代の恥辱、門田吉日なれば、可有總攻と相觸、嘉吉元年四月十六日、晨の間に打立、陣頭進ひければ、如何成野心の者のしたりけん、城の櫓に火を放ち、時に大風吹落、屋城中一字も不残燒ける間、[illegible]手崩機、追責攻ける程に、引立たる者共、にかは滑るべき城の東の切岸、田川に被追入、溺死者其數を知らず、一日の合戦、籠る所の人々、一人も不殘討死す、總大將安王春王殿をば、誘後勢の大將長尾因幡守搦申ける、則京都に御上洛とて聞えし、其間弟六才にならせ給ふをば、乳母潜に落し奉りけるを、伊佐の庄にて小山小四郎生捕申ける。

結城 今結城町と云ひ、人口一萬二千、小山驛より水戸に通ずる鐵道此に停車す、小山へ四哩半、下館へ六哩。中世結城氏此に居り、累代繁榮し、近世も諸侯の治邑なりければ、士民輻湊して、城市盛大なりしが、廢藩後頗衰ふ。名産紬は本此地の製に係るも、今は結城の名を以て、常州に於て之を造り、結城は猶及ばざる如し。

[illegible]事略云、結城紬は庭訓往來常陸紬の流なり、此地は常陸下總下野三州に接比し、絹川傍を流る、此河水は蠶糸を利し、絹糸を績ぎ、紬糸を染むるに、適應の性質を備へたりと稱へらる、又本邦の養蠶、織帛の道は、此地方を以て本元とすと傳說す、現に近世の養蠶紡糸の大産地、奥州武州の人も、桑苗、蠶卵、共に結城より移し來るといへり。○息軒東遊記云、買馬於谷貝、以至諸川、爲程一里半、只有錢、毛呂只北境勢漸高、澤甚陶厚、种衣獨望、食於結城、蹤黄魚極香美、地名於紬、郡下獨之、家如丘山、予悄問、此其本源、爲物必夥、爲價必賤、至則寥寥一店、價又極少、乃知物之所生、不若其所聚、城在坊東北、隆阜獨起、松杉欝然、水野侯治焉、城北有多川、是爲總毛之界。

地理志料云、尊卑分脈、藤原秀郷裔政光、補下野大掾、稱小山氏、其子朝光、屬源頼朝、以功賜本郡、以結城爲氏、子孫相承、與千葉氏分鎭本州、朝光子朝廣、生廣綱時廣、廣綱嗣宗、時廣徙治陸奥白河、結城氏分爲二宗矣、文永二年、香取遺帶記(一祭殿一宇、結城郡課役、地頭上野介廣綱、遺進之)結城氏領陸奥常陸眞壁郡、下野芳賀郡、尊氏之反、千葉貞胤、結城直朝皆屬之、鎌倉管領足利持氏之亡、直朝曾孫氏朝、奉其遺孤、據結城、上杉氏以將軍義教命來伐、城陷氏朝自殺、結城氏於是中斷、寶徳初持氏子成氏、爲管領、命氏朝遺胤成朝、復歸結城、結城漸衰、天正十八年、豐臣氏東征、晴朝玄孫晴朝、納款全封、養徳川公子秀康爲嗣、慶長六年、徙于越前。○按結城の家名は、秀康之を承けしが、後越前に移り本姓に復し、五男五郎八直基(大和守)を以て、結城の名跡とす、直基の裔孫、羽州山形、播州姫路、越後村上、奥州白河等各所に轉じ、武州川越、上州前橋に移る、松平和州家

と稱する者是也。

結城城址　市街の[illegible]東に在りて、鬼怒川、田川の水を引きて四方を圍らし、[illegible]を築きて四郭に分つ、本丸、本町、東館、西館等の字あり、合して方五町許、下野に[illegible]き、之を起せり。相傳へて、治承年中、小山下野大掾政光の三男、結城七郎朝光の創築と云ふ。十八代、中納言秀康（實は徳川公の庶長子にして、越前家の祖）に至り、慶長六年、越前へ移封、乃ち廢墟となる、幕府代官を置き、之を治む。元祿十六年、水野隱岐守勝長、一萬八千石の封邑を賜り、故城を修治して之に居る、以て大政革新に至れり。

續國史略云、戊辰夏四月、江戸脱走兵士、横行總野之間、諭大名士卒、叛官軍、說下野下諸藩、皆脅從之、結城藩主水野勝任、（日向守）幼之、其臣小橋兵馬等唱義、君臣相争。○明治代實錄云、戊辰の亂、結城藩主水野勝知は、江戸脱走の兵士、彰義隊等と謀を通す、老臣小幡[illegible]、義を執て聽かず、勝知の叔父勝寛を擁立して、[illegible]を奉ぜんと謀る、勝知乃出て走り、小山驛に據る、已にして三月廿九日、勝知其衆を率て、結城を襲ふ、兵馬防戰して之に死す、勝寛出て逃る、結城遂に賊に歸す、是時東山道の先鋒、宇都宮に進む、勝[illegible]頗る懼る、軍を分て結城に向ふ、四月五日、結城を攻む、賊潰降、勝知を擁し出て走る、十七日、勝知還り來り、結城に據る、官軍之を支ふる能はず、宇都宮に走る。○按、結城は四月十三日、官軍の一隊、境町より進みて之を取る。亂後、水野勝知へ宣告「當春中賊徒を引率し、名を贊擁に托し、歸邑暴行を逞くし、後王師進討に及び、[illegible]し、又上野東軍の賊徒に相加り、伏降、始終大義を蔑にし、順逆を誤り、其罪不輕、[illegible]可被處嚴刑之處、出格至仁の思召を以て、領知之内千石被召上、隱居謹愼御付、家名相續之儀は、血脈之者へ可被仰付候」

結城家譜云、朝光卒、[illegible]年中、於和州南都出家、号法名號日阿、建長五年、行年八十七歳卒給矣、到于今[illegible]光唱石塔、結城西宮村称名寺有之、朝光七世孫直朝、足利尊氏將軍京都攻上時、於伊豆國足柄山合戰、曾有先陣兩得勝利、其時勳賞武州豊嶋郡、肥後國小島荘、紀伊國北呂郷、其外諸國有恩所、不及記、九世孫直光代、武州千葉千方荘所給也、文和元壬辰閏三月、於武州若林之合戰時、直光抽諸軍驍勇、兩度合戰得勝利、復將軍之本意、其時恩賞房州一國、武州阿陀知郡、同私市荘、相州三浦内菊名郷、上總國三荘、云々。○南北の離亂にあたり、結城は小山と共に無二の武家方にて、同族白河結城氏と、趣向例より相反せり。是時に引ける茂木文書に據れば、建武三年十二月、官軍（白河結城氏）の來攻あり。興國中、直朝（第八世）高師冬を援けて、常陸の官軍を撃ち、關城に戰死す。

夫十二月十日、奥州國司代并白河上野入道代及大田判官親光――丸以下凶徒、引率數萬騎當來結城之郡之間、於明岡[　]城墩警固罷留小山之館了、至于子息彌三郎知政者、小[illegible]一族相共、馳向戰場終日依防戰、凶徒悉引退了、同十一日[　]子息知政、於大手細河並木渡、河於渡矣、追返凶徒、焼――郡抽軍忠了、是等次第、益戸常陸介爲合點之仁、令存知[　]不可有其隱矣、[　]十三日關郡乃凶徒等、又引率數萬騎當來之間、馳向[　][　]忠之仁、小山結城出河春島益戸一族、悉以令見知上者[　]後證可預[illegible]進之狀如件

建武三年十二月日〔茂木越中入道明阿申狀〕

（逆木島）

並木渡とは、駒舘の條に引ける、矢部文書にも見えたり、大手細川とあれば、結城の東面なるべし。關城繹史に、矢部文書の意義を誤り、武藏國村岡並木渡と因へるは、一失を免れず）

喜連川判鑑云、應永[illegible]年八月、小栗[illegible]、[illegible]に付、[illegible]、結城下野守、佐竹[illegible]入[illegible]力し、小栗、宇都宮、若松治部大輔、[illegible]、因是、[illegible]治として、管領上杉[illegible]、[illegible]なし、重方[illegible]て數月を送る、[illegible]、小栗退治として[illegible]、小栗敗北して自害。

永享十二年、結城氏朝、鎌倉殿の遺孤、春王、安王を奉し、上杉氏を擊つ、上杉[illegible]、大軍と共に來攻す、之を結城合戰と云ひ、東國[illegible]なりき。

結城家譜云、朝光十一世孫氏朝、是結城戰場之[illegible]主也、其時代鎌倉持氏將軍也、京都者義教將軍也、山内之上杉安房守、逆心于關東、忠心于京都、關東大名悉逆心矣、然間鎌倉持氏將軍亡矣、持氏將軍之子、[illegible]切腹矣、鎌倉中一時焦土成矣、東國[illegible]心、氏朝一人心無二、忠心于鎌倉、持氏將軍二男春王丸、三男安王丸二君、奉隱于結城之館[illegible]佐之、[illegible]、依京都下官軍攻結城、是[illegible]戰場[illegible]也、于時從永享十二年、日本國中諸軍一同、結城一城[illegible]相攻、日夜攻防[illegible]、[illegible]手追手[illegible]、同年[illegible]吉元辛酉四月十六日、[illegible]落城、中務大輔氏朝、行年四十四歲、同嫡子七郎持朝二十一歲、同二男[illegible]十八歲、同時自殺矣、四男七郎、[illegible]、乳母被懷抱遁、出奔于常州佐竹、十二歳之時結城歸城、而再興結城家、中務大輔成朝名乘、當時[illegible]將軍[illegible]、持氏子成氏將軍也。

建内記云、今年正月一日、東國軍陣、自結城打出、遂合戰之間、京勢合戰、及終日、追[illegible]、兩人之間、却而種々防戰、彼入夜引退、云々、是辛酉之[illegible]吉元年）（筑波潤朝申状云、[illegible]吉元年正月一日、兄十郎丸、於城丑寅攻合戰、[illegible]日、[illegible]

致合戰。

永享記云、結城城と申は、天然形勝の地、要害の便有、兵粮卓散にて、籠る所の人々は、一騎當千の兵なれば、力攻には落がたし、敵の陣味方の間、僅に三町許を隔たり、其間に大堀、二重堀、逆茂木を引、是は城中の兵粮運送の路を止んためなり、又陣の前には、十餘丈の井樓を、二重三重に組上たり。○簗田家譜云、結城の籠城も四月十七日及暮、簗田常日の小家に火事出來けるに、俄に大南風吹來而、中城皆城ばしめ、只一刻之内に、矢倉塀塊垣半燒落ける間、片時も語るべき樣無之、然間實城の堀井へ、惣陣を寄ければ、堀築地ばかりのごとくに成間、陣より城内へ計議に、相互之事候之條、一口明させ可申、雜人足弱を可被出とて、一日之備を引除させけるに、女房雜人出けるを、外城戸頭に上相兵庫頭殿、其外共皆結て、春王殿、安王殿、女房之學びをなし出給ふ處、有奉見知方共、大將陣へ（召）（進）（奉る）

下總舊事考云、永享十二年七月九日、上杉憲實、入小山祇園城、大兵奉從數子千王丸主、四面圍結城、上杉淸方統諸軍、持帶乃千王。○結城戰場物語云、結城と申は、西は大河を構へ、四方の沼堀深く、深け（れ）ば、大船も泛ぶ如く也、水の上の岸は、廿餘丈に聳えたるに、亂杭打て逆茂木引、大將軍上杉は結城が心を推量して、城より遙引のけ、新城をこしらへ、御所の宮を置奉る、我身は城の南に當て、大塚をつかせて、さんじき塚と名付て、其上に陣をとり、軍の下知をぞめぐらし、近國の兵ども、都合其勢五千餘騎、色々の旗差上て、おめき叫んでかゝりしが、河はたやすく渡されず、矢軍計にて引返。

結城家譜云、永享十二年正月、諸日晝詰、結城中大備置、武破却或自燒、城中堅固可持川意也、所々在城打圍、城中相渠、鑓一萬餘皆到付、兩役所相賦、備堅固兩相待之處、方々敗軍、取陣小川臺、有其勢七千餘騎之間、同七日早朝、青谷瀨西者下妻人數攻之、北門者小田佐竹人衆攻之、南長者宇都宮衆攻之、西宮口者小山梗本人數攻之、於諸口城中之衆出會、旁々寄手皆被討捕失利、諸軍退散し、新編常陸國志補云、天正十一年、多賀谷重經、其將兇年主水、田崎將監をして、結城を攻めしむ、淸水晶に戰ふ、我兵殆危し、野口豐前奮鬪して之を救ふ。〔野口覺書〕

華藏寺（ケザウ）　城南、市東の塔下町（タフノシタ）に在り、舊寺領二十石、結城氏創立、金澤氏の舊莊なるが、其寺鐘は、今武州潟梁蔡寺に傳ふ、識文に曰く、

覺城山華藏寺、有鐘舊矣、其鑄小而音不遠、與有周從者、結城鑄造、具價無可之、檀越化喩於四方、齊開施錦於萬戸、銅流不擇、巨細皆發交、調德癸酉、英植戰力、命大工宗光造之、遠聞遐邇、令諸隣者、一鳴即戊、影光音則萬（中略）應永乙亥七月日、正受庵守塔比丘斗南謹書、

本寺當住持月潭印公和尚

大檀越結城中務大輔藤原基光

合國結城禪正少弼藤原基光

大工大和守卜部家光、幹緣優婆夷周益菩薩、

此寺は結城家、應南區井へ移封の時、東光寺と共に、寺號を分ちて彼へ移り、又越後高田へ移り、再び福井へ還りしとぞ、今福井にも華藏寺あり。○下總舊事考云、華藏寺、結城直光所創、復菴宗己和尙所開也、和尙者小田長部少輔姪、初嘗從復和尙、文保元年、與古先、明元、東陵、南浦諸師、泛西入元、登天目山、謁中峯和尙、單傳心印、正慶元年、歸國、創立開山法雲寺、上州長樂寺、下野小曾寺、常陸高岡法雲寺等是也、後光嚴院、令遣使具召請、和尙固辭、延文二年示寂、勅謚、大光禪師、

稱名寺（ショウミャウ）　市街の南（浦町）に在り、初め眞實の附法弟子眞佛、之を下野（國）芳賀郡新居村（シン）に建てしを移轉したればとて、新居山と稱す。近世、一向宗關東七大寺の隨一と號し、玉日姫の事蹟を說くも、玉日姫の傳、もと疑惑多し。○二十四輩順拜圖會云、稱名寺は眞佛上人開基、什寶玉日姫の壽像あり、親鸞聖人、越後中稲田に住し給ふ折から、眞佛の懇志、結城七郞朝光、結城の東なる玉岡に一殿を造り、聖人の内室玉日を置く、聖人は後貞永の頃歸洛し給ふといへど、玉日姫尙も吾妻にとゞまり、建長六年、玉岡において往生す、其後下野國沖村に、眞佛の門徒有て、女身堂を營み、彼壽像を安置せしが、或時結城の當坊へはうつし奉りけり、寬永の頃、准如上人關東下向の折から、此影像を拜し、玉日の宮と號せしめらる、然るに寺傳の記には、玉日の御方は都にと、まり、早世し給ふともいへど、實は暫く世を憚り給ふの故にして、兵部卿三好何某の息女を、（玉日）と改名し、關東に下向、聖人に隨侍させ、法名惠心尼公と申すと、いふかし、又往生を建長六年と記せども、反古裏の記には、弘長三年の春、息女覺信尼の方へ文を送り、往生は同年七月といへり、然れば寺說年歷七年の相違ありと（論）ぜり、又寬永の記には、玉日の御方は實に都にて早世ありて、別に三好何某の息女（玉日）とあることを（論）ぜり、又遺跡錄附翼にも、彼壽像のことを疑ひ、年歷相違して、虛說を傳記せるよし難じたり。○下總舊事考云、新居山高田院、建保中眞佛上人所開也、舊在下野國芳賀郡、後移西宮町、又移今地云、相傳、眞佛上人、姓平氏、眞岡長男、納名保常之、歸法然上人、改名佛意、法然上人示寂、從親鸞上人、稱眞佛、改眞佛、和讃三千四圖補翼、日本天皇勅賜名、未知孰是、（年）關東廿四輩第一、嘉祿二年丙戌示寂、年四十二、自嘉祿二年、遡稽生年、當元曆元年、即父敎盛沒年也、和讃三千四圖畫、賜此寺者眞證也、眞弐作信、城中有玉日宮草

孝顯寺（カウゲンジ）　市街の西、立町に在り、濠上の名藍なり、永正年中の創建にして、開基當寺和尙を開山とす、一名永正寺といへり、結城政朝の墓あり、大蔣塚と呼ばる、天桂禪師（鬼怒川遺藁）亦此に住せしこと、舊錄に見えたり。同名の寺院は當井城下にも在りて、壽山門の葬所とすれば、寛永六年に寺號を分ちたる故とぞ、近世寺領五十石。

澤氏漫遊文草云、結城之南八尺堂、傳有其先墳塋、乘國寺、華嚴寺、亦皆先世遺跡云、其宅址可探之乎、八尺堂、

弘經寺（グキヤウジ）（在大谷瀨慈眼院）　華嚴寺の北に在り、西町と云ふ、文祿四年、秀康卿の再興する所、舊寺領五十石、初め、壇譽存把上人の所創にして、叢譽還無上人の時、江戶幕府、自旗流關東の十八檀林を定め、本寺を以て第一に班せしむ。

結城山寺、是寺接界總常野云、　梅　痴

又向名藍唱佛名、偷閑來免引詩情、山開孤寺雪擋草、地接三州肥瘠井、分得清齋齋已熟、投來紅樹客多生、預知王版足禪味、侑竹備林千萬葉、

　春夜

婆娑山月挂林端、檻鐸呼人擾半殘、一點殘燈春影動、落花風度小欄干、

安穩寺（アンノンジ）　弘經寺の北、鍛冶町に在り、曹洞宗、舊寺領五十三石。相傳へて、源翁和尙所開と云ひ、和尙の墓あり、和尙は那須野殺生石擊破の事を以て、世に喧傳せらる、下總由の事とぞ（下總舊事考）

小塙（サハナハ）　今結城町の管内なれど、市街の東にして、城址の東南に接す、村岡氏、之を以て和名抄、小埼鄕の舊地と論定せられたり。

地理志料云、和名抄結城郡、小埼、訓闕、按高山寺本、作﨑、集韻、﨑同崎、曲岸也、與塙通、説文云、塙、磽也、一曰、土堅不可拔也、堅名義抄、塙訓…、然無塙名其…者、塙音、塙訓波奈和、蓋塙回之義、…由皇…讀也、據此小塙當云…奈、先出引日本紀、…小澤之言、未…是、

健田神社（タケダ）　今小塙に在り、乘國寺之が供僧たり、寺は永正年中置く所と云ひ、近世寺領六十石、或は云ふ、寺領は舊神封なりと、俗に健田大神宮と稱し、即延喜式の古祠なり。（神祇志料云、健田神社は今高橋の南、本郷小塙村に在り、〔遷拜舊祠記、下總式社考、下總國圖〕蓋竹田臣祖、大彥命の男、武渟川別命を祭る、〔新撰姓氏錄、舊事本紀、延喜式大意〕崇神天皇御世、大彥命を高志道に遣し、武渟川別命を東方十二道に遣して、其不順人等を和平しむる時に、みな功ありしかば、其孫を以て那須國造に封し給ひき〔古事記、舊事本紀〕高橋、竹田氏并其族也〔日本書紀、新撰姓氏錄〕○地理志料云、按、健田大神宮、祀竹田臣祖武渟川別命、崇神朝遣撫東海、有功、子孫多封東國、安房、及下總香取郡、有健田鄕、皆其裔所居。

乘國寺（ジヨウコク）　下總舊事考云、乘國寺在小塙、號見龍山、永正中、結城氏創建、松巖宗英和尙所開也、舊在久保田川岸、因三國山福嚴寺、（或云、舊在絹川田川之間、下總常陸下野三國交接之地、故號三國山、此寺本堂所在當常陸、方丈下總、寢下野、一寺三國、宜其號三國山、弘經寺亦有一寺三國說、非是）持國法語、日福嚴、後氏廢法語、日乘國、因何後改寺號、移于今地、常楷揭江湖會觀、和尙三才圖會曰、江湖結于此寺、昔…宗寧寺、戰場童聽、同江湖會、○結城家譜云、十三世成朝、晴子、左衛門督氏廢名藥、乘國寺殿是也、三十一歲卒矣、其嫡子立爲結城主、左衛門督政朝名藥、孝顯寺殿是也、世呼爲結城中興、孝顯寺在金吾政朝、孝顯嫡子也、政者孝顯在公太公、武者傳孫子矣子、如之歸依曹洞下、永正善道和尙也、乘國信受和尙也、孝得其嗣有龍雷、孝吾謹…堂和尙義尙也

小﨑鄕（ヲサキ）　和名抄、結城郡小﨑鄕、（今詳其所、…）[…]小﨑の名を[…]、村岡氏は[…]小塙と定めたり、[…]小﨑の名の現存するに取る。[…]

久保田（クボタ）　今小森、鹿窪、中村、林村等と相合せ、絹川村と改む。結城町の東南一里にして、絹川の岸に居り、絹川上下の小舟、之を埠頭とす、阿久津十三里、水海道十里。（寛政十二年あかた日記云、江戶の道すぢ、難儀なりとある故、道をかへて、阿久津の川岸より、川舟にて絹川を下る、高瀨の早き川音、さつ／＼として物をやぶるが如し、

　川の名のこや絹を裂く秋の聲、　大江丸

折しも、日の脚の短きに、四つの鐘うつ比、舟を出して、十三里の所、七ツ時に、常陸の國久保田といふ所へ着き、又陸路を六里來て、おなじ日に、下總の國境河岸に至る。○舊事考云、滿福寺、稱結城院、創建不詳、永享中、東寺元昭金剛上人弟子元宥法印中興、常陸密宗檀林之一也、寺舊在久保田村、後移西館地、慶長中惠尊法印、移今地云、寛永…堂領十五石、慶安二年開興。）

鹿窪（カノクボ）　今絹川村の大字とす、結城家譜に、弘治二年、小田方敗れて、結城方にて鹿窪を取返す、百年前に、小田方に取られし地、云々。此地にや、結城の南鄕を、小田氏に取られしこと、久しきに非ず、云々を要す。

結城鄕（ユフキ）　和名抄、結城郡結城鄕。○今上山川村、山川村是なり、小塙の南にして、茂呂の東とす。

結城寺あり、山川村に屬す、一郡の名蹟にして、又古鄕里の位置をも徴證するに足る。

山川（ヤマカハ）　今山川、上山川の二村に分ち、下山川は中結城村へ入る。結城朝光の次子、重光の舊邑にして、重光は山川五郎と稱せり。其城館は新宿に在りて、綾戸と稱へたり。山川沼とは、新宿の南なる大澤なるが、近時大略開墾に就き、其排水路は、管谷より南、諸溜を通り、仁江戸、鬼庭の方へ導きて、絹川へおとしたり、故に又灌漑に供せらるる者とす。

着到、武藏國朝苻足立太郎幸賢
有去年（暦應二）八月、自鎌倉御共仕當、結城山河、西明寺、下總國駒舘城、致忠節候訖、仍着到如件、
暦應三年三月　日　（判）［古簡雜纂］

急度以使被申達候、抑當行之事、去十五日以來、結城、山川之間え打入、毎日彼領中被打散候、於此度者、被遂長陣、如何様當表一功有之様、可被御遠慮存分候、如御兼約、早々有御出陣、深々御手合、肝要候、予今御遲々、外聞實儀口惜存候、就中佐竹義重、先日之儀、宇都宮在地、近日者東表、肉在相集之由、其聞候、委曲使者口上申含候、恐々謹言、
五月十九日　　氏照
蘆名殿［白川古事考］

此山川陣は、天正十二年なるべし。

上山川（カミヤマカハ）　今矢畑をも合せ、上山川村と云ふ、結城町の南一里、東方は絹川をへだて、西河内間木村に對す。

（大木）上山川の西南に大木（オホキ）あり、結城用水堰の頭なれば、地形山川の區域なるが、今江川村の管内とす。

新宿（シンジュク）　今今宿（イマジュク）、古宿、清禮（カスレ）等と相合せ、山川村と云ふ、上山川の南東に一里。〔日本名勝志云、綾戸城址は新宿に在り、山川氏、其祖重光（結城朝光の二男）より、子孫相繼ぎ、慶長年間に至り廢すと、もと沼澤を東西南三面の閒と爲し、北は郷野に接するも、土壕を以て防と爲したり、二の丸方三町許、本丸南北一町、東西二町、樹木鬱蒼たり。〕〔地理志料云、山川城址、平將門、始營于此、後結城氏山川重光、修之、傳至讃岐守長末、其莊嚴寺、寺田二十石、慶長中、山川氏建、黒持院、大悲寺、皆藏山川氏文書遺墨、長徳院、長徳中剏、寺田三十石、有山川氏累世墳〕

（山川城址）永享記云、宇津宮右馬頭申けるは、結城事、他國之軍勢御發向、但當日候、急て御責光と存候、自然攻損、手負多く出來なば、古河、山川の御勢、乘際蜂起出張せば、勇々敷御大事なるべし、信濃の大井、甲州の逸見等、縦五百騎千騎出張候て、後攻に來候とも、此御勢にて、御退治宜るまじと、云々。

結城寺（ユフキ）　今山川村の新宿に在り、金剛寶寺（コンガウホウ）とも稱す、白鳳開創の古寺とす。

結城寺、今在新宿村、稱清淨蓮華山新宿華嚴院大金剛寶寺、相傳、白鳳中、僧善蓮創、於朝三[illegible]之一也、善蓮傳、在元亨釋書、寺門記「[illegible]」、採[illegible]」法燈以[illegible]、今新宿村有[illegible]、[illegible]、命結城朝光、修營、[illegible]、永享中罹災、嘉吉中、結城氏朝、與上杉憲實戰時、復災、後山川氏再建寺塔於今地、只一派[illegible]、矢畑有岩岡氏藏結城寺瓦、古色可掬、寺址分明[illegible]、結城寺領百十四石、開此〔寺門記に、[illegible]寺とあるを結城と寫し、[illegible]なりとこそ[illegible]、[illegible]に擬せるは、[illegible]に出でたる說なり〕

清禮（カスレ）　今清[illegible]連、男ヶ崎と共に、山川村の大字とす。下總[illegible]云、天正六年五月、北條氏政、率兵五千餘、出陣山川、攻[illegible]、今宿二城、廿一日、先攻今宿、拔之。[illegible]氏云、[illegible]、已見千葉[illegible]、[illegible]門前、祭田十五石、在[illegible]村」[illegible]、拔古[illegible]遺、天富命率日鷲裔孫、開拓東土、房總武藏之間、稱鷲宮者甚多、分隈繁昕哉、指不遑屈、皆其裔祀祖神也。

小鹽鄉（ヲシホ）　和名抄之を載す、續日本紀に因り之を讀ふ。結城鄉の南、茂侶鄉の東にして、絹川に接したる地、今の中結城村是なり。大字鹽本（シホモト）あり、小鹽本村と云へるを、中世に省略したるにや。

（鹽本）地理志料云、按千葉字書、塩鹽上通下正、字彙鹽俗作塩、與埼﨑字様相似、僞為小埼、致脱簡也、當讀云乎之保、其義未考、今有鹽本村、蓋小鹽本鄉之省呼、傳言舊稱本鄉金堤村、田額凡三千石、爲其古鄉可以徵。

佐野（サノ）　今下山川、鹽本、瀬戸井（セトヰ）、菅谷等と相合せ、中結城村と云ふ、新宿の東南一里。

（瀬戸井）佐野、瀬戸井の東に、毛野川の廢絕址あり、其舊河道と現在の本流の間は、今も常陸の管内（眞壁郡）に屬し、川西村、久下田）と云ふ、蓋近世寛永中の改修に因る。而も神護景雲中「自下總國結城郡小鹽鄉小島村、達于常陸國新治郡川曲鄉受津村、一千餘丈」とあるは、正に此間の事とす。其小島村は恐らくは佐野、瀬戸井にあたり、此より東へ一千餘丈を據らば、桐瀬（キリガセ）今西河内上棑村）に達す、桐瀬恐らくは古の受津なるべし。されば天平寶字二年の比、洪水小鹽鄉を破り、一鄉を二分して東西と爲し、其東なるは常陸國と接壤すれど、神護景雲二年の制定に「其[illegible]、[illegible]、不得隨水移改」と言はれたれば、其後まで下總の管内なりけん。結城朝光の子朝俊は、平方四郎と稱し、毛野川以東に住したるも、平方村は本郡小鹽鄉の域内なりしなりと知らる。而も終に舊川爲定の制は破れ、いつの頃よりか、小鹽東鄉は常陸へ入り、近世平方より桐瀬まで新河道を作り、水勢二變を經たり。其改修は、大略、天平寶字以前の舊川に復古せるに似たれど、平方は猶河東に留まり、常陸の管內とす。

菅谷（スガノヤ）　今中結城村の大字とす、佐野の南にて、西豐田村に

接す。西豊田の大字若柳(ワカヤナギ)と、菅谷の間より、東南に通ずる一溝あり、山川沼の排水路にして、二里許、石塚に至り鬼怒川へ入る。此溝渠は、寛永二年記に見ゆる、下野川の潰溝路にして、小島佐渡より東へ一千丈の掘割を為せしにより、其決口は閉塞したるにやあらん。新編常陸国志云、天正五年、結城氏、山川晴朝、水谷勝俊なして、来て多賀谷氏の菅谷、和賀を侵さしむ、古宮[illegible]先重、拒戦して之を破り、追撃して谷宗橋を過ぐ、将兄安芸二人、皆伏兵に遇ひ戦死す、下野日豊前覚書、山本左近記。

茂(モ)侶(ロ)郷

和名抄、結城郡茂治郷、今茂呂村あるに據り、治は侶の誤なるを證すべし。即田川西宮の西、猿島郡諸川驛の東、江川を隔て、近年七五三場、武井宮、田間、大木町等と合せ、江川村と改称せる者是也。茂侶とは、神社に因める地名なるべし、葛飾郡流山町の邊に茂侶神社あるに想ひ合せらる。

武(タケ)井(ヰ)

今江川村の大字にて、武井宮と呼ばれ、結城の南二里、諸川の北一里半、これ驛亭の形状あり。〔〇永享記に、結城の一族、武井二郎、同四郎といふが見えたり。〕戊辰の役に、四月中旬、結城の官軍は東軍(大鳥)の寄り來ると聞き、武井驛に出で、十五日、宇都宮の官軍も、亦石橋驛に出で、更に進みて小山に至る、東軍諸川驛より進みて、結城を奪ふの勢あり、因て斥候隊を發して之を窺はしむ、然るに東軍の別隊八百、俄に來りて小山を襲ふ、官軍接戦、大に敗れて遁る、結城の官軍は、此日武井驛より諸川驛に向ひ、東宮村に至り、東軍の來るに會す、因て散兵を布きて之を防ぎ、更に七五三場(シメ)村に至る、東軍勢く熾なり、其鋒當るべからず、官軍宇都宮に退保す。

(七五三場)

餘(アマ)戸(リ)郷

和名抄、結城郡餘戸郷。〇今詳ならず、小塙、茂侶の南なる下結城村、名崎村に擬すべし。

結城川水塚の西南にして、飯沼の新田にしてある村落とす。

恩(オン)名(ナ)

(尾崎)

今尾崎(ヲサキ)江口等と相合して、名崎村と改む、猿島郡江川村と相對し、中に飯沼の新田地を隔てたり。地理志料云、將門記、蔵興田部[illegible]村、蓋今之尾崎也、當時武蔵權守、尾崎倉木氏、永記慎一流、倉木上、大字、傳へ將門狩、色川三中日、將門記、稱朱雀帝、日本紀、又永天皇、從是官軍所用、石島記、即倉木氏館也、結城家譜云、十六世政勝時、水谷、山川發向下妻之節、下妻下總守、引率小田政治、取陣山川領尾崎村、結城政勝出陣、明日究合戦、小田政治敗軍、雨夜中退散、翌日政勝發向下妻、下妻於西關道川、下妻人數一萬許討捕、政勝得大利歸城、其後小田政治卒、嫡子氏治立、水谷「芳人道壽龍、南常州真壁右衛門佐、結城出仕、水谷、眞壁先陣、南小田相働、非可被討下妻計定畢。

平(ヒラ)塚(ツカ)

今松木、水口を合せ、下結城村と改む、結城町の南四里、本宗道の西二里半、飯沼の北岸に居り、猿島郡逆井村と相對す。

新(ニヒ)治(バリ)西(ニシ)郡

今常陸國眞壁郡の西部にして、其境は毛野、子飼の二水に左右を限り、北は下野芳賀郡に至り、南は下總豊田郡に至る一區を指す。元常陸國新治の郡内なれど、地勢他の東郡、中郡と相依附する所多からざりしを以て、或は伊佐郡、關郡の名さへ生じたり。本篇、新治西郡の舊域十七町村、下妻、下館の邊を、上古より割き、結城郡の中に係け、形勢の自然に適合せしむ。

新編常陸國志云、新治郡は中古西郡、中郡、東郡の三に分たれたり、其内又西郡を分て二條とし、西郡南條、西郡北條となし、さて南條を關郡と云ひ、北條を伊佐郡と云へり、(伊佐三十三郷、水谷系譜にあらはる)弘安太田文に、西郡南條と書して、[illegible]と傍書し、西郡北條と書して、伊佐と傍書せしは、この故なり。

關(セキ)郡

中世の私稱郡にして、今の[illegible]、太田、[illegible]木、上[illegible]、宗道、河内、下妻、大寶、[illegible]江、黒子、高田の十町村にあたり。[illegible]、西(ニシ)河内(カフチ)と稱す、中古の新治西郡の南條と云ふにあたる。

新編常陸國志云、[illegible]元年二月、[illegible]氏を率て[illegible]、下野に[illegible]とす、[illegible]人關[illegible]氏[illegible]其[illegible]國人[illegible]、獨小栗[illegible]氏これに[illegible]せず、[illegible]小山氏の[illegible]田[illegible]に[illegible]て本[illegible]關郡に[illegible]る者なり、[illegible]語、[illegible]、關[illegible]の其地は[illegible]治郡の西[illegible]にあり、當[illegible]の往來の地、關門あるを以て、關[illegible]して郡の名とす〔[illegible]取[illegible]、弘[illegible]田文、[illegible]〕[illegible]小山、結城、下河邊[illegible]の[illegible]と、下[illegible]、[illegible]して[illegible]亡す。

常陸郡郷考云、後宇多院御領目録に「[illegible]心院領、常陸國關庄」あり、かく皆道場の領目録に[illegible]へば、當[illegible]後も領家の得分あるに因ると云ふ、[illegible]目[illegible]、[illegible]元四年の院宣あれば、[illegible]の[illegible]、徳治頃に[illegible]ものなり、弘安作田惣文、此地を西郡南條とあり[illegible]、庄の名に[illegible]、[illegible]在[illegible]故に、いまだ庄に立ざりしなり、此南條は其[illegible]より已に關郡とも稱すれば、庄も其名に因れり、[illegible]、結城[illegible]恩賞として、此地を與へられしを見れば、[illegible]十三[illegible]く庄となりしにはあらず、[illegible]領目[illegible]、[illegible]に[illegible]「[illegible]大宮[illegible]領内、西[illegible]方、常陸本庄、[illegible]小路入道中[illegible]」といふ一所を載す、今其[illegible]ならず、[illegible]治三[illegible]、[illegible]郡三[illegible]奈利郷(今二本松[illegible])あり、[illegible]松[illegible]、建武[illegible]、[illegible]常[illegible]下合戦之[illegible]〕常陸[illegible]郡を結城[illegible]に[illegible]ふとあり、本[illegible]は[illegible]の南地、花田、關本等の地なり、弘安[illegible]文に「西郡南條、關[illegible]百八町五反三百歩」とある、[illegible]是關郡なり、其[illegible]の[illegible]は私

稱にして、王代の制にあらず、當時諸國に此類の郡名多かりし。

西河内郡（ニシカフチ）　[illegible]、毛野の[illegible]にして、即中世の[illegible]郡にあたる。其地は古の[illegible]郡の南部にして、今も毛野、鬼怒、子飼、小貝、及び[illegible]の三水に圍まれ、河内の名出づ。而も[illegible]、別に河内郡あるを以て之に分ち、西河内といふ、毛野[illegible]あらず、其地皆[illegible]郡へ入る。常陸國志云、[illegible]、西河内、[illegible]、且有筑波郡地、今在此間、[illegible]之中、[illegible]、爾後[illegible]其國若干地、[illegible]、故南部地、[illegible]、於是建新別郡焉、又云、西河内郡、東北[illegible]、西南與下野下總國相[illegible]、與鬼怒川爲界、[illegible]、常陸郡國[illegible]、[illegible]見、[illegible]、今[illegible]、[illegible]制此[illegible]。

久下田（クゲタ）　久下田は今[illegible]、大堀渡（オホホリダリト）、[illegible]（ノツメ）、[illegible]と相合せ、[illegible]、常陸[illegible]内なれど、其田[illegible]、[illegible]の郡管たるべし。

久下田は[illegible]中、[illegible]の[illegible]谷[illegible]、[illegible]、今芳[illegible]あり[illegible]と[illegible]、[illegible]に久下田[illegible]、[illegible]（[illegible]）[illegible]由[illegible]、[illegible]の道[illegible]として[illegible]芳[illegible]寺、元[illegible]十[illegible]、常陸國[illegible]久下田[illegible]、下[illegible]之下、[illegible]、[illegible]、市[illegible]民[illegible]、[illegible]、[illegible]之[illegible]、[illegible]一[illegible]、[illegible]、こ[illegible]、[illegible]たる[illegible]なり。[illegible]、[illegible]、[illegible]川[illegible]、久下田[illegible]といひ、[illegible]あり、[illegible]に[illegible]、合[illegible]べし。[illegible]、一年[illegible]、[illegible]、[illegible]國、[illegible]南の[illegible]下人下人[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]として打[illegible]けるに、常陸久下田の城を通る時、町屋に於て當座の口論を仕出せしが、水谷蟠龍齋聞付て大きに怒り、[illegible]し他國旅行の[illegible]、[illegible]人[illegible]、[illegible]なり[illegible]、兵士に課せて彼[illegible]を捕取、[illegible]に[illegible]し、[illegible]に[illegible]・生捕の内[illegible]人、耳鼻をそぎ、追[illegible]たり、[illegible]して此者共[illegible]へ歸り、しか〳〵の[illegible]を[illegible]に[illegible]ければ、[illegible]を果すべしとて、人數を[illegible]、久下田へ押寄ふ、[illegible]田も[illegible]の[illegible]なれ共、[illegible]して一[illegible]に打負、境を越ての働、よしなしとや思ひけん、其後は久下田へ又押寄る沙汰もなかりけり。

（大渡戸）

此川[illegible]は、[illegible]中、[illegible]川[illegible]の[illegible]まで、[illegible]折して、大渡戸（オホワタリト）の[illegible]より、久下田と[illegible]中[illegible]の[illegible]を[illegible]れ、川[illegible]、[illegible]村と[illegible]の[illegible]へ出て[illegible]、大[illegible]、[illegible]方の[illegible]より[illegible]へ直に降下せしなれ、[illegible]一[illegible]、[illegible]野の條を參考すべし。

八丁（ハッチャウ）　久下田[illegible]は、[illegible]にて、[illegible]二十[illegible]の[illegible]田を有したり、字して八丁といふ。結城文書、源顯信が[illegible]の八丁目、[illegible]、[illegible]る由見ゆ、八丁目とは[illegible]、[illegible]元年四月[illegible]八日、[illegible]八丁目、[illegible]、[illegible]寺[illegible]之、（白[illegible]、八丁目、[illegible]八丁[illegible]古[illegible]、[illegible]今[illegible]村[illegible]、[illegible]、[illegible]八丁[illegible]、[illegible]。

川廻郷（カハワ）　[illegible]名抄、常陸[illegible]郡、[illegible]の僞にして、下廻に渉りて、廻に作れるのみ、[illegible]に、[illegible]に[illegible]る[illegible]と同じ、[illegible]し、[illegible]の[illegible]部[illegible]村、[illegible]村、[illegible]の[illegible]折する所にあたり、名[illegible]。

將門記云、[illegible]年十月廿一日、[illegible]、[illegible]合戰、[illegible]將門有遁[illegible]、[illegible]六十餘人、[illegible]逃者不知其數、[illegible]於[illegible]。常陸郡[illegible]云、[illegible]、川[illegible]に作る、[illegible]あり、川[illegible]、川[illegible]、其[illegible]は[illegible]河[illegible]、[illegible]も亦[illegible]すべし、此[illegible]下[illegible]に[illegible]り、毛野河の曲にあるを以て此名を得たり、[illegible]に「[illegible]郡界、[illegible]川[illegible]」とあれど、此時墾開して、地勢變せし故に、郷中の地、多く下[illegible]に入たるにや。

（川曲）

新[illegible]常陸[illegible]云、[illegible]日本紀「神護景雲二年、下總國言、天平寶字[illegible]年、[illegible]民[illegible]、[illegible]六位下[illegible]臣[illegible]等、[illegible]防[illegible]之[illegible]、其後已[illegible]七年、[illegible]常陸國[illegible]、今[illegible]、[illegible]川、[illegible]其水道、當決[illegible]、[illegible]中宮、[illegible]掘[illegible]、恐[illegible]川[illegible]、一[illegible]、[illegible]下總國結城[illegible]小[illegible]村、[illegible]常陸國[illegible]治郡川曲[illegible]村、一[illegible]、亦以[illegible]川[illegible]、「不[illegible]」とのり、[illegible]の名亡びて[illegible]ならずといへども、文によりてこれを[illegible]するに、下[illegible]の以西にありしや必然なり、[illegible]名鈔に下[illegible]を載せ、川曲郷を載せず、仍て按ふに、川曲郷廢して下[illegible]郷に隷せしものか、或は川曲の[illegible]を[illegible]にて[illegible]とせしものと見えたり、將門記に[illegible]治[illegible]曲村とあり、されば川曲の名は降て村となりたる事[illegible]なり、[illegible]に、[illegible]とよみしは[illegible]し、[illegible]、下[illegible]と[illegible]、今一改[illegible]あれど、[illegible]といへど、村と[illegible]せしも、[illegible]ありしにはあらず、[illegible]を一にすること、古書往々これあり。

桐瀬（キリセ）　今[illegible]、[illegible]、[illegible]、黒[illegible]、[illegible]、[illegible]、前河原、[illegible]と相合せ、[illegible]と改む、鬼怒川の東岸に

し、關本と下妻の間なる谷地を占む、江村沼、赤沼等の澤池あり。

（吉田）吉田用水とは、鬼怒川の東岸に開ける名なるべし、[illegible]は切開して吉田といへり、用水は吉田の條に引ける[illegible]村と云ふも、詳くは真壁郡吉田の名に起る、其地は、久下田の西より屈折して下館に達し、下妻に至り、其下流は鬼怒川の東街にあたれる也、結城郡小池郷吉田谷の條に參考せよ。

赤須　今上妻村の大字にて、同瀨の東なり。江村より降る排水は、赤須、村瀨の間を流れて、鬼怒川へ入る、長一里に、赤須の東南隣を南河原とす、西隣を尻手とす、

（尻手）尻手は又寺とも書す、正保四年の圖に「河内郡寺手村法[illegible]出沼[illegible]、[illegible]田、石間其[illegible]」云々、又は知手に作る。

長塚　今上妻村の大字にて、關瀨の南五十町、下妻町の西十町、鬼怒川の東岸に在り、西豐田郡界に接す。上妻と下妻の間に在る谷あり、南北三十町、東西六町、江世労

（沼上）管堀上沼村上江村より、結川を分水して、此沼池に導く、凡九甲、沼南に下し、豐田地方の灌漑に供せらる、即豐田用水と稱へ、名ある者也。

黑駒　今豐富村、上妻と組合し、上妻村と改む、下妻の西北一里半、久下田の東一里。黑駒の東、誌沼用水

（大木）路の彼方にあり、大字大木あり、大寶沼の西岸に居る。黑駒は古書に駒館、又駒城と稱せる寨柵の在りし地といふ。

（駒館址）常陸國誌云、駒館址は黑駒村金山に在り、東西六十二間南北八十五間許、東方は土壘斷續すれども、他の三面は今に全く其形を存す、本は[illegible]本は耕圃にして、四周皆土壘也。　關城繹史云、延元四年九月、中御門少將藤原實寛、據駒城、[illegible]、駒城又稱駒館、廿二日、高師冬已拆立、[illegible]、矢部定書、[illegible]文書、按、今眞壁郡黑駒村、在古城、土人稱駒館、城距關城西一里、其[illegible]平甲餘、有鬼怒河、即常總之界、河西下總上山川村、

（立折）有[illegible]折立鄕、[illegible]、即其[illegible]之處、駒館其[illegible]下總、或稱下總地誌、[illegible]〔[illegible]文書〕廿五日、賊[illegible]逼圍、廿七日、夜官軍出所[illegible]、[illegible]十二月七日、賊[illegible]攻城、[illegible]八日、[illegible]官軍[illegible]之、十二日、又戰、廿九日、賊潰[illegible]、按、常陸記云、曆應三年三月十七日、[illegible]、毛[illegible]、[illegible]在攻其中、病死也、[illegible]年三月、賊衛圍攻、其年四月也〕[illegible]國元年、駒城全圍同年、城中守備頗怠、四月廿七日、夜賊急襲之、其戰發不意、戰死者三十人、[illegible]〔元弘日記、[illegible]白河文書、[illegible]〕八月、官軍再攝駒城、賊兵復攻之、[illegible]記〕十一月、[illegible]出兵敗[illegible]、於是賊遁小田、再攻[illegible]、官軍[illegible]、[illegible]、賊[illegible]小田城、十月、[illegible]駒城[illegible]其復所見、蓋其折時合賊降也。

矢部八郎左衛門尉定藤軍忠之事、

右去年四月六日、自京都令下向之間、[illegible]供仕畢、次常州御發向之時、同五月八日、駒[illegible]、所々御陣御供仕、十月廿二日、駒向木渡、同廿三日、越折立渡、追散凶徒、[illegible]、同駒館野口之合戰之時、致軍忠之條、矢野蘭次郎、太田民部見知了、次同廿五日當城御發向之時、[illegible]一番陣、致軍忠條、山河判官見知了、次同廿五日、夜攻向矢倉、廿七日、夜御激打出堀口之間、走向追籠[illegible]於堀内之條、矢野九郎、賀備五郎三郎見知了、次十一月七日、[illegible]矢倉軍忠之條、陳口に[illegible]見知了、同八日、高矢倉前付[illegible]、[illegible]之條、山河判官、結城一族等、同所合戰之內、見知了、次廿九日、夜御激打出堀口之間、[illegible]矢部左衛門尉相共[illegible]追[illegible]條、[illegible]前合戰見知了、將又今年五月廿六日、[illegible]二番手分付[illegible]、[illegible]忠之條、矢野[illegible]歧藏人見知了、次去年十月以來、當[illegible]常陸之間、攻日供奉以下、[illegible]、[illegible]、仍言上如件、

曆應三年六月日　[illegible]

平方　今上妻村の大字にて、[illegible]久下田の[illegible]と[illegible]、[illegible]信に、[illegible]と[illegible]、[illegible]に[illegible]、[illegible]圖、其[illegible]方に皆ると[illegible]、[illegible]

江村沼　平方の東北、關本町上妻を、黑駒の間なる一大沼にして、今干拓して[illegible]田の[illegible]、南北十八町東西三町許。

關館　今豐富[illegible]　花田、[illegible]谷、[illegible]、大[illegible]と相合せ、河內村と改む、上妻村の東北にして、關本町の東とす、古書に關館と[illegible]、[illegible]國[illegible]云、

（關谷）[illegible]村に內[illegible]と云ふ[illegible]あり、[illegible]一村とし、關館といふ是なり、北畠親房の據りし所也。

藤原秀郷五世の孫、太田別當武行は、[illegible]太田に居る、〔關系圖〕、[illegible]子行隆、太田大夫と稱す、子宗行下妻守、子行政亦太[illegible]と云ふ、二子あり曰行光、曰政家、行光は小山、下妻、下河邊の先、政家は太方、關の地を食む、子俊[illegible]一[illegible]、始て關に居り、因て氏とす〔一系圖〕保元中、源義朝に從て京師に戰ふ〔保元物語〕養和元年、信太義廣に黨す、義廣敗れて後其地を削らる、弟政綱嗣ぐ、〔[illegible]系圖、東鑑〕左衛門尉、建保承久の間、右大臣實朝に仕ふ、子政泰、左衛門尉、關太方二所を食む〔[illegible]系圖〕承久三年　京師にあり官軍に從て、尾張池瀨を守り、戰敗て出降る〔東鑑、承久記〕寶治元年、其妻兄三浦泰村に屬し、法華堂に入て自殺す、其[illegible]部にある者[illegible]に據り、小[illegible]信の為に[illegible]る〔東鑑〕子政[illegible]逃れて結城に走る、子政胤、[illegible]、[illegible]に復す、子宗祐、民部少輔に任す、延元二年、義[illegible]、關城に據り、[illegible]人、相馬親胤と中沼渡に戰ふ〔相馬文書〕三年、北畠親房小田

城に據る、宗祐兵を出し應援す、興國元年、親房小田を去りて其城に遷る、是よりさき、世事を子伊豆守宗政に付く、然れども此に至り宗政と共に親房を奉じ、[illegible]然なるも、忠勇[illegible]少しも[illegible]まず、親房其忠義を稱す、四年冬城陷り、父子倶に殉へり。(白河文書)關城繹史云、[illegible]、宗光、[illegible]、本領[illegible]、因守關城、宗祐父日政祐、其先太田大夫行政、二子政家、稱大方五郎、始居關地、號[illegible]、子曰政綱、政祐即其曾孫、宗祐任長門守、有三子、長即宗政、任伊豆守、次宗光、稱[illegible]平馬、次祐郎、稱[illegible]四郎。[關系圖]

大槻氏云、今關館村の内館に、結城直朝の墓地、一畝二十五步、明治の初、誤りて官有地と書出したるに因て、十二年、舊前橋藩松平家(結城氏)より、拂下げを願ひ出でしに、村民より、右は關次郎宗祐父子の墓にて、既に三月中祭典の許可を得たりと主張せり、因て下妻裁判所へ其事を訴へしに、仲裁する者ありて、右墓地の内六坪を割きて、直朝の墓地として和解す、二墳の内、向ひて左の方なるが直朝墓也、右の方は關宗祐の墓とて祭るは、從來關太郎泰光の墓と傳へしものなり、宗祐泰光同人なるにや、疑ふべし。

結城家譜云、朝光八世孫直朝代、與同[illegible]左衞門尉、[illegible]與勢南[illegible]逆心、[illegible]氏[illegible]直朝大將、命[illegible]門尉、直朝發向關館、攻必取、[illegible]左衞門尉姉、與勢一萬餘人討捕、直朝我身左脇負手、歸陣居其夜卒、其時忠貞、關常陸[illegible]中也。(新編常陸國誌云、直朝嘗は大寶城の内、關の故址に在り、直朝の父朝祐は、建武二年、竹之下の役に功あり、[illegible]之を賞して、常陸國關郡を以て朝祐に與ふ、(佐藤[illegible]に[illegible]六月)關郡は元宗祐の日領、關氏と[illegible]なり、然も[illegible]官軍に屬す、[illegible]更に朝祐に與ふるなり、同年其軍に從て九州まで[illegible]に戰沒す、直朝嗣て[illegible]の軍に屬む、康永二年四月、關城を攻めて利なく戰死、今猶墓存す。

宮本氏關城繹史云、建武中興之業、可謂偉[illegible]、[illegible]其賞罰未當、[illegible]之、[illegible]倉[illegible]、而規模狹小矣、豈以一[illegible]之[illegible]、[illegible]復[illegible]道、[illegible]請[illegible]、[illegible]首[illegible]、[illegible]之[illegible]、[illegible]後先得志、不[illegible]、[illegible]宗祐、[illegible]自[illegible]、[illegible]觀之北[illegible]、[illegible]之役、[illegible]之地、皆出其[illegible]戰功[illegible]、[illegible]之[illegible]、[illegible]有[illegible]、[illegible]可不[illegible]乎、[illegible]忠臣[illegible]、[illegible]者、[illegible]人、拜[illegible]、[illegible]北畠[illegible]、新田左中將[illegible]公、[illegible]北者、獨有大[illegible]、[illegible]長常陸[illegible]已、[illegible]風、兵衆飄沒、間關崎嶇、纔達東條、而忠節不撓、初據[illegible]城、[illegible]入[illegible]、及[illegible]、[illegible]小田城、[illegible]顧[illegible]之、[illegible]攻[illegible]、[illegible]小田治[illegible]、[illegible]大寶二城、[illegible]小山、[illegible]之[illegible]、兵氣消[illegible]、[illegible]自吉野、[illegible]之、[illegible]一[illegible]、[illegible]後六年、[illegible]吉野、[illegible]子[illegible]、[illegible]關城[illegible]、[illegible]二[illegible]、其[illegible]當[illegible]、[illegible]代[illegible]、其[illegible]、可[illegible]一[illegible]、[illegible]二[illegible]、[illegible]一[illegible]、[illegible]也[illegible]、[illegible]不[illegible]、[illegible]常陸[illegible]、首[illegible]

[illegible]壊す[illegible]、次第其年月、其內一[illegible]、名[illegible]、[illegible]之[illegible]、[illegible]

關城址(セキ)　[illegible]城址は大寶沼の北岸、關館村の字内館(ウチダテ)の地をいふ、[illegible]の南端にして、大寶沼中に斗出したる、三角[illegible]の地なり、其三面は沼にして、北のみ一帶の土壁を以て耕地に接し、南に沼を隔てゝ大寶城址の茂林を望む、今城址に存するは[illegible]八幡の社、鐘樓堂の跡、土壘高丘のみ、其傍は纔に內[illegible]、[illegible]地、大將、御[illegible]、鐘つき堂等の小地名を存す、城址の[illegible]門に當れる八幡社は、別當大寶寺、明治以後[illegible]となりて、衞守氏を稱す、社の末中の方、沼の端に[illegible]二基ありて西へ向ふ、左なるを、[illegible]のなる[illegible]を關次郎泰光の墓と傳へしを、[illegible]氏[illegible]宗祐の墓として、每年祭するを[illegible]、其傍に碑を建てたり。(關志稿、行朝事歷)

[illegible]、延元二年二月、賊將石堂[illegible]入、率相馬親胤、梶[illegible]、攻關[illegible]、宗祐[illegible]、[illegible]鬼怒川上流來還、[illegible]村數百[illegible]、(相馬文書、按中沼渡、原作中沼渡戸、今[illegible]、有大渡戸村、恐是、中世渡作渡戸、[illegible]中沼、下總村名一[illegible])二年、時宗[illegible]、在小田、十一月十日、小田治久[illegible]和、延賊入城、於是興[illegible]王、及[illegible]大寶城、宗玄徙關城、諸親信各分[illegible]之、十二月三日、賊將[illegible]、[illegible]赴關城、行次[illegible]、八日、[illegible]遂圍城、[illegible]門建營、分賊置大寶城北寺山、以絶[illegible]城[illegible]、(白河文書、關寺文書、按寺山在關城東、[illegible]大寶沼東北岸)且[illegible]三戸七郎[illegible]、率[illegible]大寶城南[illegible]、[illegible]一條中將[illegible]、(白河文書、[illegible]認、[illegible]名[illegible]、[illegible]大寶[illegible]、今[illegible]長峯、即其[illegible]也)

年始祝言、幸甚々々、於當年者、天下可一統、然以之[illegible]
[illegible]
以船往反許候也、他[illegible]
[illegible]

正月十四日(興國三)　　刑部大輔秀仲

[illegible]〔結城文書〕

興國四年春夏の際、[illegible]〔白河文書〕、結城[illegible]白河親[illegible]、此年二月
二十五日、親氏また書を與へて之れを誘ふ、〔白河文書〕
[illegible]關氏の兵と[illegible]結城を死守す。
[illegible]

綵也、竹園御坐、大將軍[illegible]
[illegible]
々臣、忠心不撓歟之間、當時隨分不危之城也、然而關
下妻面[illegible]以一所不可相支者也。〔白河
文書〕

時に興良親王(木竹)城を出て、小山[illegible]に赴き、[illegible]兵を起さしめんとす、而も[illegible]かず、たまたま宇[illegible]親王(新竹)吉野より至り、關城に入る、[illegible]急を告げて白河の兵を招ぐ、親朝終に應せず。

吉野御使宮御一所、今月一日下向候、[illegible]々日出挫入候、未及[illegible]候、[illegible]候、實にも自其境、早速[illegible]すらん、可在中使運候、[illegible]何方可申付、又[illegible]論事候內、可[illegible]方候、勸進諸方之由、其間候、[illegible]有事沙汰候、偏闕[illegible]之間、[illegible]

五月六日　　(花押)(親房)〔白河文書〕

釋史云、興國四年四月、師冬[illegible]關城[illegible]道、[illegible]春草拔擲、[illegible]五管、[illegible]計、頗足誑惑使人所向背焉、[illegible]之舞、失去就之方、上擁末於天[illegible]元年、以神器所在、明大統所歸、故書中皆北主以僞、[illegible]至是再加校勘、增以今上(後村上)即位等之事。

神皇正統記[illegible]元元年秋、爲示或童蒙、[illegible]
所撰[illegible]一卷文書、[illegible]
代記[illegible]
[illegible]
安未、關城[illegible]十一月十一十二の兩日に、關[illegible]
[illegible]
常行吉野の行宮に歸る、[illegible]
十一月、從一位[illegible]
[illegible]べし。

釋史云、八月廿三日、[illegible]
於是二[illegible]
黑子、漸々[illegible]
子宗政、下妻[illegible]
寺記識[illegible]
[illegible]
三年云、後[illegible]吉野[illegible]
宗永親上の事蹟知れず、宇都宮城[illegible]に合せず
し。

關本（セキモト）　今關本町と云ふ、結城の東南一里半、下妻の西北二里、絹川左岸の野中に在りて、水濱を去る半里許、又關館の西に去ること一里半、人口四千。新志云、今西河内に關本村あり、其東南に關故城あり、古く新治郡にして、下總國結城郡と、鬼怒川を以て界とし、今に至て兩國往來の路頭なり、平治物語、東鑑等に本國關氏あり、皆この地の人なり、關の名あるを久しく、且兩國往來の衝にて、又本國西邊の限なる時は、古代關門を置かし事たるを、推て知るべし、其關門の名廢欠るを以て、今書して新治關とす。○關本にも、東館、西館、南館、館内等の字あり、中世土豪の割據したるなり。新志補、多賀谷家傳に、永祿十一年、是より先き、政經結城氏の地、關本、舟玉等を攻め取り、壘を舟玉に築き、海老原新吾を置き、經結城を圖んと欲す、已にして晴朝、北條氏政に請ふて來り攻しむ」〔家譜、紀總〕など見ゆれど、其詳を得ず。

舟玉（フナタマ）　今關本町の管内なれど、市巷の北半里、結城往來の絹川渡津の地なり。舟玉八幡祠の境内に、水守塚あり、一書に是れ土蜘蛛の窟といへり、蓋上古の墳穴のみ。人類學會雜誌に、關本上町の人家の邊に、高一丈六尺、周二十間許の古墳ありしを、近年崩壞したるに、長短二十一柱の埴輪を得たりと、記す。

伊佐郡（イサ）　中世の私稱號にして、新治西郡の北條と云ふにあたる、其地は今の伊讃村、下館町、中村、五所村、河間村、養蠶村、竹島村等にあたる。此郡號も文祿檢地の時停止せられ、眞壁郡へ併せられたり。新編常陸國志云、伊佐郡と書きたる物に見えしは、北條九代記に「六波羅南方、北條左近將監時國、弘安七年六月、下向常陸國伊佐郡、十月被殺」と見えたるを始めにはありける、伊達系圖、常陸入道念西の傳にも「住伊佐郡中村」と見えたり、中村は今の中館なり、伊佐氏あり即伊達氏の同族なれば、今の下館城は古の伊佐城にして、即伊讃郷なり、其城のまとり、三十餘村、今に至て伊佐庄と稱す、これ古を忘れざるなり、又弘安太田文に「西郡南條、關、百八町五段三百步、同北條、伊佐、九十九町六十步、以東四十八町大、以西五十町一段半」とあり、白川文書、親房關城に在りて、親朝に贈れる狀に「此邊之質義、於今者大略及難儀了、關、伊佐、下妻等者、さりとも暫相支之儀もや有べく候らむ、其外小城不可叶」云々と見え、又「諸方皆路更斷絕、伊佐城一二之所存、難量也、關々不通之間、相互不能通」云々と見え、新拾遺集に伊達行朝（法名念性）がこゝに居たりし時の歌あり「ひたちの國に侍りける時よみける、藤原行朝、かりそめと思しほとにつくはねのすそわの田井も住なれにけり」關城書に「伊佐城者、行朝々臣忠節之間云々」と是也、異本太平記には「北畠入道准后、大寶城に作る）の輩は、常陸國東條浦へ下著たりしかば、常陸國伊佐、大寶に城郭を構へて籠らる」と見えたり、これらを思ふに、伊佐の字に從ふもの亦後世のことにあらず、但其名義詳ならず、されどもいさら小川、いさに同し、小石の多き小川を云ふと見えたり、（伊佐郡の名の由を合考すべし）○新編國志補云、伊佐郡は應永以後、水谷氏あり（結城氏の被官）之を領知す、水谷氏は近江國首藤景頼に出づ、景頼の子、近藤太宗重、其子伸數は相模田村庄地頭たり、加賀守に任し田村氏となる、〔分脈〕子伸能、左近衞將監、伊賀能登等の守を歷、〔菅闘集、東鑑〕鎌倉に在り、龜谷氏と稱し、鎌倉評定衆たり、〔東鑑、分脈〕子重賴、右門尉、周防長門等を歷て、後寂寂となり、近江犬上郡水谷鄉を食み、水谷氏と稱す、〔水谷系圖〕官正五位、周、評定衆を襲ぐ、〔東鑑、分脈〕子清有、刑部大輔、六波羅評定衆たり、〔系圖〕曾て佐賀鄉地頭に補し、田百五十町を食み、〔曾我田田前〕陸奧行方郡猿田七鄉を領す〔系圖〕子秀有、評定衆、〔分脈、系圖〕子貞有、亦評定衆、〔系圖〕元弘元年、六波羅陷り、出て足利尊氏に降り、子貞有、奧州に在り、小峰朝常に從て、斯波家兼と戰ひ、終に小峰に沒す、子秀清、應永九年、小峰政常等と、篠川滿貞を援く、子氏俊、伊勢守、去て下總に徙り、結城基光に依る、〔系圖〕結城は小峰の大宗也、是より先き、基光、小山義政を攻めて功あり、籍沒の地、伊佐郡及び下野長沼の地を賜ひ、且下野守護職に補す、〔結城家譜〕氏俊來歸するに及び、命じて守護代とす、「皆川文書」因て伊佐、長沼の兩地を與へて、其食邑とす」〔水谷家譜〕應永廿四年、上杉禪秀籍沒の地、下野大營、境二所を長沼憲秀に賜ふ、氏俊基光に代て地を憲秀に付く、皆川文書　以下下館城址に合考すべし。

伊讃郷（イサ）　和名抄、新治郡伊讃郷。○今眞壁郡伊讃村、五所村、下館町、中村にあたるべし。即川曲郷、沼田郷の北にして、下野芳賀郡の地と、田野連接せり。

郡郷考云、姓氏錄に「車持公、上毛野公同祖、豐城入彦八世孫、射狹君之後也」と、此射狹は即伊讃にて、新治直壁の二郡に、各伊讃の郷名を遺す、恐らくは射狹君の治めたまひし地ならん。（眞壁郡倉持を合考すべし）又云、和名抄新治の伊讃郷、今眞壁郡伊佐山村是なり、東鑑、伊佐爲宗が地にて、弘安作田惣文に北條伊佐とあり、中世伊佐郡、又伊佐庄などともいふ、爲宗の曾孫伊達行朝、祖先の舊地なるを以て、延元興國の間、六年籠城して、勤王せし處なり。今近地卅五村を伊佐庄と云ひ傳ふ、即古郷中の地なりしにや。

（狹射）

川島（カハシマ）　今菅谷、平塚等と相合せ、伊讃村と云ふ、下館の西にして、絹川に沿れり。川島停車場は結城と下館の中間にして、結城へ二里、下館へ四里、下妻へ三里半。

(伊佐山) 川島に接して大字伊佐山(イサヤマ)あり、伊讃郷の名も、此に起る歟、されど中世伊佐氏の居宅は、寧ろ鬼怒川の沿岸にして、今の[illegible]中村、下館の地に似たり。

[illegible]境大[illegible]、[illegible]酒店宗門、陰雲作黒客争渡、[illegible]日村、 梅[illegible]

友方(トモカタ) 今伊讃村の大字にして、川島の南、船玉(関本町)の東にて、鬼怒川の岸なり。

友方に四十八塚とて、古塚散在し、土器片砕けて一面にあまたあり、又此塚に、大古原人の遺れる土瓶を拾得することあり、此土瓶は結城郡にも発見せられ、原人の雑節[illegible]といふ。[人類学会雑誌]

小川(オガハ) 今伊讃村の大字にして、川島の北半里、[結城家譜]に、小川氏、小川豊後と云へるは、此地の事なるべし、結城の[illegible]

[illegible]云、朝光三男之孫[illegible]代、二男[illegible]奥州白川、[illegible]白川[illegible]名乗、是庶白川高朝也、五男[illegible]武[illegible]山、[illegible]山[illegible]名乗、六男[illegible]常陸小川、[illegible]小川[illegible]名也、[小川[illegible]は結城城の[illegible]に引け[illegible]]

[illegible]云、天正六年、佐竹義重父子、下野に出す、[illegible]義[illegible]、宇都宮に拠る、[宇都宮文書]十九日、義重出[illegible]日にあり、那須壬生小田三氏をして壬生を授けしむ、[illegible]子村人所蔵文書]五月、壬生の囲を解き退て小河塞に陣し、[illegible]川を[illegible]し、兵を遣し壬生を攻む[小河信状]

(小河臺)

菅谷(スガヤ) 今伊讃村の大字にして、川島の東一里半、下館町の西に接したり。

[illegible]文書に、伊佐部[illegible]郷と云ふは、今の[illegible]村の大字に[illegible]、菅谷の西北に古塚存す、[illegible]

(半塚)

五所(ゴショ) 今五所村と云ふ、[illegible]の北に[illegible]、下[illegible]の西北一里餘、五所宮と稱ふる古祠あり。

[illegible]志[illegible]云、五所明神は、伊佐三十三郷の総社なりと云ひ、[illegible]寺は天台宗なり。

下江連(シモエヅレ) 今五所村の大字にて、鬼怒川の左岸に接す、上江連は芳賀郡長沼村の所管とす[illegible]に導かるる[illegible]田川[illegible]は、上江連、下江連の西にて、鬼怒川を道入る[illegible]て五里、以下又五里、[illegible]海道(ミヅカイダウ)に至り子飼川へ[illegible]す。

息[illegible]中道記云、渡[illegible]川、下毛之境也、有[illegible]、出於[illegible]山、王[illegible]最大、東南流、至下総、入利根江、[illegible]小、清[illegible]渡、有[illegible]百丈[illegible]渡者、船子三人、[illegible]、見高於首、時停午、沙石[illegible]灼、炎[illegible]、其[illegible]可[illegible]矣、川東村[illegible]極小、[illegible]没頭、歩歩[illegible]入[illegible]。

子不思儀(コフシギ) 今五所村の大字にて、子思[illegible]にも作る、不思儀の名といふべし。

中村(ナカムラ) 今中村と云ひ、中舘、谷部(ヤベ)、折本(ヲリモト)、石塔(イシダフ)等の大字ありて、中館を以て其主部とす。下館の北二十四町、勤行川の西辺なり。又上館は中館の北三十餘町、大字樋口(ヒグチ)をば其遺址とつたへり、芳賀郡久下田町に近し。

(中館)

[illegible]部[illegible]云、伊達系図に、常陸入道念西(念西)伊佐郡中村に住すと注す、中村とは今の中館なり、其遺址存す、[illegible]名[illegible]云、文治中、藤原時長、常陸介となり下向す、[illegible]宗、其[illegible]は大進局と稱し、時に鎌倉の営中に侍す、源頼朝見てよろこび、営に之に通す、同二年[illegible]月、男子を生む、時長在任の間なり、[illegible]後入道して念西と稱し、田園につきて伊佐の中村に留住す、[illegible]の役に、子息四人と共に、伊達郡[illegible]山の辺に於て勲功あるを以て、伊達郡の[illegible]となり移り住す、伊達氏の[illegible]、[illegible]日[illegible]、伊達系図、[illegible]に、[illegible]日[illegible]に、念西[illegible]に住すとあるは、[illegible]なり」[illegible]伊達[illegible]文治のころほひ、[illegible]常陸入道念西の[illegible]へしは、今の[illegible]郡中村の[illegible]なり、此[illegible]より十餘里[illegible]て遠ければ、見ずして過る、いと本意なし、かの朝村主の「かりそめと思ひ[illegible]、[illegible]遠に入侍る、これぞ昔の事を思出、見ぬ世の事もなづかしかりけれ、[illegible]行きて見ま[illegible]の[illegible]ふるあと。

[illegible]志[illegible]云、[illegible]常陸[illegible]に、[illegible]經幹の二男[illegible]を、伊佐氏の[illegible]、中納言[illegible]山[illegible]より出づ、[illegible]六世[illegible]、[illegible]始め[illegible]守となり、[illegible]守[illegible]、[illegible]て、常陸介に[illegible]、[illegible]、[illegible]山尾伊佐中村に居る、[illegible]中村[illegible]、[illegible]に居る、世山尾蔵人と稱す、又下野守に任し、芳賀郡に居り、氏に因て[illegible]と改む、[illegible]下館に還り居る、世下[illegible]と稱す、[illegible]子光[illegible]、其子[illegible]、[illegible]人たり、[illegible]に待賢門院[illegible]妃[illegible]高松院[illegible]二條后[illegible]、[illegible]高松院に仕へ、[illegible]は藤原[illegible]の女たり、故に[illegible]、[illegible]伊佐氏に居る、[illegible]、[illegible]、常陸介たり、亦伊佐中館に居る、[伊佐[illegible]]、[illegible]常陸入[illegible]念西と稱し、[illegible]、[illegible]家督の[illegible]

伊佐城址(イサ) 今中館の地に[illegible]、[illegible]出にあたる、其東傍をば勤行川流れたり。

関城書考、下館を以て古の伊佐城と考定し、世次考、関城[illegible]考、共に伊佐の[illegible]、[illegible]ありしならむといへど、いかゞあらむ。念西入道の長男、伊佐[illegible]が子孫、此[illegible]に[illegible]たりし[illegible]、[illegible]相傳の地に非ず。又上中下の三館、皆伊佐の故墟なれど、其中村の名[illegible]に[illegible]る[illegible]、中館を伊佐城址とすべきに似たり。

伊達[illegible]云、[illegible]伊佐[illegible]、[illegible]の[illegible]十町[illegible]、中館村[illegible]にあり、[illegible]城書考

には、下館町を伊佐城なりとし、郡鄕考には、伊佐山村共諸なりとしたれど、共に非なり、中館村古へは中村と稱して、伊達氏の大祖中村朝宗君、及び子息伊佐爲宗君以下、代々の住居にて、城址は一帶の長陵の上にあり、此長陵北より南へ走ること數里なり、其南端を下館城址とす、陵境の首、中館村の邊にては三四町もあらむ、東方は斷崖にして、高さ四五十尺あり、其崖下に接して勤行川、陵に並行して、北より南へ流れ、(鬼怒川の上流なり)東方の外濠を成す、陵上の南北を東西に橫斷して、二重三重の空堀を存し、土手の跡も處々に認められ、其内を城址とし、民家社寺散在して、聚落を成す、西方なる陵下の地は、平地遠く連りて、野州の野に亘る、別に古文書に「伊佐城外西野目、退治伊佐云々」とあれば、此方面なりしなるべし、さて伊達系圖に、朝宗君の長男爲宗君は、伊佐を領して、伊佐氏を稱すとあり、又三男資綱君は「常陸三郎、常陸介入、中村庄本主、號見翁、宗在中村」などゝあり、然して次男爲重君(改名宗村)四男爲宗君は、吾妻鏡に伊達次郎、伊達四郎などゝあり、伊達系圖には「爲宗、伊達常陸入、號見宗白、在伊達」などゝあり、蓋朝宗君の伊達郡を得られし時、本領なる伊佐の地は、安堵故の如くにて、長男を伊佐に留め、其内を三男にも分與せられ、次男宗村と四男とを伴ひて、伊達郡へ移り、其後早くこの地を四男に割與せられたりと見ゆ、爲宗君は伊佐常陸大夫と稱せられ、又子息あり大進太郎と稱せり、其後、北條九代記等に、弘安七年北條時宗薨去時伊佐伯部に流されし事を記せり、此四人を名預けられし人も、伊佐宗君の裔なりしならむ、其後延元、興國年間に至りて、伊佐大膳と稱する者ありて、伊佐城に據る、伊達行朝朝臣と共に籠城勤王したり、

大日本史、將軍家臣列傳、伊達行朝、[illegible]房、常陸、親房據小田城、行朝據伊佐城、及高師冬來攻、親房走保關城、師冬環而攻之、數年、權貴陷、親房兵來圍伊佐城、行朝拒守、(參取結城文書)、別寄文書、關城書)既而其黨在陸奧者、與結城親朝倶降敵(結城文書)行朝度孤城難支、遂出降師冬、(常陸遺所文書)正平三年死、(伊達系圖)○南山史、伊達行朝傳、親房、據小田城、行朝守伊佐城、高師冬發大兵、來攻常陸諸城、行朝防禦數年、飽以忠義激人心、故於諸城中最後陷、興國四年、關大寶二城俱陷、親房西遁、行朝亦棄伊佐、遁還奧羽、其在常陸、督諸將禦、以扞賊、

行朝朝臣の伊佐城に入られしこと、南方紀傳と關城書とに見ゆ、二書共に正保の頃に、何人か白河文書を抄錄して作りしものと思はれ、書中に年月日の錯誤はあれど、其材料事實に至りては、すべて據る所ありしものと認むべし、又太平記卷末「北畠大納言入道の船は、常陸國東條浦へ吹寄たりしかば、當國伊佐大寶二城を落へ構へると聞いて」とあるに合考し、延元三年九月と推定せらる、(元弘日記、關城書、鶴岡社務記)其十一月には、小田、伊佐、關の數城に官軍の據守せること實在あり、(松平伯藏白河文書)かくて伊佐にいつまでおはせしにや、新拾遺に收められたる行朝朝臣の歌の題目に「常陸國に侍りける時よめる」とあり、又詞書に「ありてあと思ひし程に、住馴れにけり」とおもへば、二三年間、筑波山下の地に羈旅せられしこと確たり、然して後年奧州へ還られたることなるべし、興國元年、陸奧國司北畠顯信卿、吉野より東國へ下向あり、まづ常陸の小田城に入られたるかとおぼしく、六月十一日に至て、更に常陸を發し、奧州田村庄宇津峯城に入られたり、「白河文書」蓋此に及びて行朝朝臣も、隨て伊佐城を出でゝ、奧州へ歸り、將軍の許に就かれたりと見えたり、中館村民書記、興國三年[illegible]八月日、[illegible]郡伊達郡岩手山の城に據引籠也、其後に於て、御逝去、其後より氏を伊達と稱す」、其後二年は眞實にてなり、此記したる所、妄誕多しといへども、奧州へ移られし年月日まで記したるは、口碑の確に據る所ありしならん、又南方記傳「興國三年秋、此時此間の宮方、伊達宮内少輔行朝、石川、石橋、河村大寺、田村の庄司、南部、葛西のともがら一味して、斯波、岩手兩郡へせめのぼり、葛蒔貫出羽のあみ、ならびに一族を打取」按に、此等岩手の戰に、行朝朝臣、田村庄司、石川等を加へたる、又必ず據る所ありしなるべし、興國四年四月、春日顯時、大寶城を出でゝ關城に入り、事出でゝ敵を破り、數將結城七郎直朝を斬りて、敵一時は退けり、(白河文書、結城家文書)顯時此役に於て、遂に伊佐大寶城に入り、關城の後援の準備して、夜中伊佐城を出でゝ、土屋を落して敵の營を焚ち、更に之れを攻む、關城糧乏しくなれり、因て伊佐城の糧を分ち送りて、一時をしのぎたり、六月關城危急に迫れり、親房急使して書を白河に送りて、伊達、田村、石川の輩は遂に應ぜずへければ、親房が手子に兵を割いて、伊達以下の兵と共に、來て伊佐太郎が兵と合して救ふべしどいひ送られぬ、(白河文書)

白河文書、須賀川相樂氏藏、結城關奥、

今者眞實事行者、其爲伊佐大郎之等に同道して無音候ぞ、日出候、関東の事は、雖[illegible]、因事已來至于今候、是まで所分申也、(中略)於今東之忠節、今度伊達闕候者、無盡此方義出來、以後之式、可有遠慮候、委可宗命由承候、恐々、

六月五日　　判(親房)

この頃の宛名は闕けしたれど、結城親朝にて、奧州とは其等手の事なり、當時伊佐の城將を記すに、特に太郎を擧げて、行朝朝臣を言はず、是れ朝臣が、此時此

城に居られざりし確證の一なり、十一月十一日、十二日、關大寶兩城落る、是に於て[illegible]に伊佐城を攻めしかば、城將伊佐太郎、兵を率ゐて突出し、其敵に死するあり、降るあり、走るありて、城遂に陷る。(關宿文書、[illegible]文書、白河文書、相馬文書、伊佐城圖守六字といふ、

常陸國[illegible]十郎幸治申軍忠事、
右去[illegible]四年六月、小田[illegible]之間、常陸大掾入道[illegible]、[illegible]、[illegible]治[illegible]之由、[illegible]、同十三日[illegible]、幸治屬[illegible]、致軍忠之處、同十一月八日、[illegible]御[illegible]降參也、自爾以來[illegible]大寶[illegible]、[illegible]伊佐城御敵降參之期、任被仰下之旨、致[illegible]、[illegible]存知上者、賜御判、爲備龜鏡、[illegible]安如件、
[illegible]　(證判、師冬)

伊佐太郎[illegible]、[illegible]後を知らず、但し下野國誌、芳賀郡中村[illegible]に「中村常陸介宗村の後孫、日向入道玄角、天文十[illegible]、男小太郎時長、慶長二年沒收」などあれば、[illegible]は其後裔ならむか。

觀音寺（クワンオンジ） 中[illegible]に在り、其大士堂は古城址の中に屬すれど、[illegible]は[illegible]北に在り、[illegible]院と稱し、天台宗なり。伊達[illegible]、今中館觀音堂の北、低地を隔つること[illegible]の高處に、[illegible]の客殿、庫裏あり、頗宏壯なり、[illegible]の[illegible]に一室あり、仙[illegible]の[illegible]と稱す、元文元年、[illegible]、此寺に詣でられて休息ありしより云ふ、此[illegible]より、[illegible]南に筑波山を望みて、絕景なり、元祿十年、行朝朝臣三百五十年忌に當りて、常陸の仙[illegible]領龍ケ崎の田地五十石を、寄附せられたり。(人[illegible]より[illegible]十[illegible]塔したる寺なり)又云、觀音堂[illegible]川[illegible]の城址にありて、南面、七間四面にて、寛永中下館城主水谷伊勢守[illegible]の再建のまゝなり、宗[illegible]觀世音、[illegible]小[illegible]を排列す、[illegible]にあり、[illegible]、[illegible]造の筒を立てたるものといふべく、内圓空なり、[illegible]法華三昧に、八卷を頓寫して、筒の中に投ずるなり、[illegible]に[illegible]長山觀音[illegible]、[illegible]九[illegible]、[illegible]兩側面に[illegible]中[illegible]と刻し、南面中央に「[illegible]大[illegible]」[illegible]に「貞和四年戊子[illegible]五月九日寂」更に其左右の[illegible]に[illegible]、[illegible]常中村城主、伊達宮內少輔行朝公墓」と刻せり、念海の二字は、[illegible]元[illegible]中の[illegible]、[illegible]の裏面に[illegible]して、[illegible]せしめたること[illegible]、[illegible]文字に[illegible]を[illegible]し、其[illegible]に[illegible]、[illegible]は「貞和三丁亥五月九日」とありて、念海の二字なく、且卒年に一年の差あり、惟ふに延寶中の綱村朝臣も、全く此[illegible]を信ぜられたるには[illegible]、されば[illegible]、世[illegible]に「[illegible]行朝公[illegible]」と[illegible]されつれ、且此塔をなして五百五十年前のものならしめば、五輪塔、若しくは寶篋印塔ならずばあるべからず、今の方墳といふもの、其制[illegible]近世風なるものなり、[illegible]、此地の我が伊達氏が發祥の邑にして、行朝朝臣が數年間勤王籠城せられし跡なるを思へば、[illegible]ことは、[illegible]でもなき者なり。

樋口（ヒグチ） 今中村の管內にして、中館の北、芳賀郡久下田と相[illegible]す、伊佐の[illegible]館の一なる上館は、此地にありしと、[illegible]の傳說なり。城山、[illegible]など云ふ地のこり、寺院五六箇もあれば、いかにも古墟なるべし。

泉（イヅミ） 今中村の管內にして、此にも伊佐の上館址をつたふ。(人[illegible]又云、中館[illegible]の西[illegible]、[illegible]、[illegible]中[illegible]に、[illegible]の大塔[illegible]あり、[illegible]なる[illegible]の[illegible]な[illegible]、[illegible]大なり、[illegible]、[illegible]これを山蔭中納言高房の墓などいふ、實は伊佐爲宗が、[illegible]、[illegible]、[illegible]にもあるか、文久二年、寺僧右方の塔側を開鑿して、石棺[illegible]、[illegible]、[illegible]せり、今觀音寺に藏してあり。

下館（シモダテ） 今下館町、[illegible]、[illegible][illegible]北の[illegible]なるか、今當舍、[illegible]に合せ、[illegible]と云ふ。　(岸島)

下館は中世伊佐氏の據有せる所にして、中館、下館は對稱なり。(上館は中村の大字樋口とぞ)伊佐氏衰へ、結城氏の[illegible]と爲り、水谷氏に[illegible]、[illegible]中には水谷伊勢守勝俊之に居る、爾來一方の鎭城として、近時に至れり。[illegible]、下館は[illegible]、[illegible]、[illegible]、元禄の間、水谷伊勢守[illegible]、[illegible]、[illegible]十六年に[illegible]、[illegible]、[illegible]町、西町、[illegible]町、[illegible]町、[illegible]町、田町、[illegible]町、[illegible]、[illegible]、戸數三百六十五、人口千七百六十[illegible]、[illegible]」[illegible]に在り、羽黑權現の[illegible]にて、[illegible]十石、[illegible]千妙寺の[illegible]なり。

下館城址（シモダテ） [illegible]の北に[illegible]、[illegible]、[illegible]行川其東北傍を流れたり。西方は低田に臨み、丘陵[illegible][illegible]にあたる、[illegible]は北方中館に[illegible]、下館の[illegible]て盡く。

近世の下館城は、[illegible]、水谷[illegible]に[illegible]此に[illegible]、[illegible]五萬石、寛永十六年[illegible]、[illegible]、[illegible]七年[illegible]、[illegible]、城廢す、寛文三年、增山兵部少輔正綱に本邑を賜り、城[illegible]、[illegible]、元禄十五年[illegible]、[illegible]十六年[illegible]、享保十七年石川近江守[illegible]、

二萬石、以て大政改革に至れり。
舊志補云、下舘城、本丸は最北端にあり、東西南北共に四十間餘、東は五行川を帯び、北は平田に接し、西は林樹多く、南は二丸に接す、二丸は東西八十間南北廿五間、三丸は東西百間南北六十五間許、其間各堂隍を環らす、天慶中、藤原秀郷伊佐庄に三舘を建て、平将門を討つ、上舘は樋口村、中舘は中舘村、下舘に下舘城にて、其後伊佐爲宗再興して此に住すと、〔考訂圖志〕伊佐氏は常陸大掾平繁幹の二男爲賢に出づ、爲賢の子爲宗、伊佐庄の地頭たり、伊佐二郎と稱す、數世孫行朝〔一本系圖〕延元三年、北畠親房を關城に迎へて、結城、佐竹等の賊と戰ひしが、終に結城直光に降りて、彼が被管となりき、行朝の四世孫を政園と云ふ、永享十一年、結城氏朝へ騎加にり、騎死して落城す、寶徳元年、政園の子政保、復家名を興したりしが、後如何しけん、文明十年よりは、結城の長臣水谷勝氏、本城に移住し、伊佐庄三十三郷、並に芳賀郡長沼庄十二郷、中村庄十二郷を領したり、〔[illegible]大草紙、結城家譜、水谷家譜、考訂圖志〕水谷氏、藤原秀郷七世の孫、[illegible]景頼に出づ、景頼の曾孫[illegible]部大輔、關東評定衆たり、その子重[illegible]、陸奥岩城郡水谷庄の地頭職たり、因て水谷氏と稱す、その子清有、その子秀有、父子並に六波羅評定衆たり、〔尊卑分脈、水谷家譜〕其子貞友、其子貞満、陸奥より結城に來り、結城朝祐に仕へ、中城に住す、建武中、[illegible]、多々羅濱に戰ふ、其子氏信、氏信の子時氏、永享十一年、結城に籠守し、嘉吉元年城陷て戰死す、その子勝氏、寶徳三年、結城成朝に從ひ、悉く故地を復す、これより伊佐下舘城に居る、〔系圖〕四世孫正村、[illegible]と[illegible]し、下舘[illegible]勝俊に譲け、城を久下田に築て、[illegible]、〔水谷家譜、考訂圖志〕天文八年、[illegible]古河殿晴氏に背く、晴氏怒て結城政勝及多賀谷重政、水谷勝吉（勝吉は正村の祖父なり）に命じ之を伐つ、此時正村生年十七、從て吉見を攻め、首を獲ること四十六級、[illegible]名大に關左に播せり、〔播朝記、古戰録〕天文十三年、芳賀郡中村入道玄角を討亡し、中村庄十二郷を略し、〔歸龍記〕正村子なきを以て弟勝俊を嗣ぎ、天正十四年、勝俊椿岡の太田資正と櫻川に戰ひ之を殺す、寛永十六年勝俊の子勝隆、備中松山に移封す、〔水谷家譜、[illegible]、武家補任〕

勤行川

下野芳賀郡[illegible]の末にして、樋口、八田の間より本郡に入り、下舘の東を過ぎ、野田と川連の間に、子飼川へ會す。郡界樋口より野田に至る三里、其芳賀郡に於ては、もと野水なれど、近世猪川を堰入れて之に加へ、水脈凡十里許とぞ。

博多郷

和名抄、新治郡博多郷、〔今眞壁郡河間村にあたる、大字羽方存す、[illegible]遺名なり〕伊[illegible]の東北、新治郷の西北なる狭地にて、勤行川と子飼川の間とす。

（羽方）[illegible]考云、[illegible]羽方村是なり、[illegible]、按、[illegible]竹島の北に在て、水流に傍ふ故の名なり、東[illegible]、治承四年、小栗[illegible]八田舘とある八田は、此郷[illegible]なれば、[illegible]村たらんも、常陸巳に小栗保中に入る、八田は博多の音便なれば、此郷を分ちて、かくは唱へしにや。

八田

今羽方、[illegible]、[illegible]、上中山等と相合せ、河間村と改む。下舘の東北一里半、小栗村と子飼川を隔て、其西に在り、中世姓名の八田氏の起れる地なり。

保元物語、源氏揃の文中に、下野には八田四郎と云へり、四郎は即知家にて、常陸國人とあるべきを、下野[illegible]あるは、其[illegible]下野と[illegible]、[illegible]は常陸下野に属したればなりけん。

保元物語云、東の軍勢上り合て、源義朝に相従ふ兵多かりけり、下野にては八田四郎知家、足利太郎俊綱を始として、三百餘騎とぞ註したる。[illegible]、故鎌倉の大臣殿、（實朝）御上洛あるべしや、いなやの評定ありけるに、上の御氣色におそれて、ことにあらはれて、しさい申人なかりけるに、故筑後の入道知家遅參す、古兵なり、天竺獅子王の例を引きて異見を申す、云々。〇八田知家、[illegible]三代に仕へ、[illegible]名の宿將なり、畠山重忠、千葉常胤と並稱せらる。其父宇都宮下野守宗綱、初て八田と稱し、知家は其三男にして、更に門族を興す、

[illegible]云、八田左衛門尉知家、有數子、嫡知重、乃關家、次有知、稱次郎左衛門尉、伊志良氏祖、次知基（基貞作幹）稱茂木三郎、茂木氏祖、次家政、稱宍戸四郎、宍戸氏祖、次知尚、稱八田六郎、仕後鳥羽上皇、爲西面衆、次知氏、稱田中九郎、田中氏祖、次時家、稱小田十郎、爲評定衆、任伊賀守、次[illegible]、稱[illegible]房、次[illegible]、[illegible]法眼、稱大輔法眼、爲筑波山中禪寺別當、[illegible]有子目家長、爲評定衆、任左衛門尉。

按ふに、知家は常陸大掾義幹の一跡を[illegible]公にあたり、其多く、小田の地を賜り、嫡子知重と小田（筑波郡）に移りしに似たり、故に八田の門族には、小田を嫡統とす。又筑後六郎知尚は、八田の故里を分領せしならんか、承久亂に[illegible]、宇治に勇戰、遂に殉難す、八田の氏[illegible]因りて衰ふ。

大關

今河間村の大字にて、羽方、八田の南なり。〇下野國志云、那須七騎の一なる大關氏は、もと平姓にて、常陸[illegible]小栗[illegible]の内、大關郷より出たり。

竹島郷

（高島）

和名抄、新治郡竹島郷。〇今眞壁郡竹島村是なり、博多郷の南に隣り、又勤行、子飼二川の間なる狭地とす、其大字高島は下舘の北半里、中舘と相對（勤行川）をへだてたり。高島は[illegible]なるか、中世は[illegible]と訛れるならん。地勢の高きにはあらず、[illegible]竹に因れるのみ。

市野邊（イチノヘ）（横島）（川澄）（金丸）今稻野邊、横島、高島、川澄、小林、石井、金丸等と相合せ、竹島村と改む。
[illegible]、下館町と[illegible]、[illegible]一門、小[illegible]、[illegible]常陸[illegible]、小栗[illegible]、[illegible]、[illegible]内宮[illegible]、[illegible]なり[illegible]所領となり、[illegible]置く所にて、其家に事書一通を藏して、神領の公驗とす、[illegible]、其文書ありしを、慶長九年甲辰、火災に遇て燒失せりといふなり。

沼田郷（ヌダ）（野田）和名抄、新治郡沼田郷。〇今下館の南なる野田村[illegible]、大田村にあたるべし、[illegible]郷は今筑波郡野田村是なり、其隣村野殿も沼田野なるべし、[illegible]に、[illegible]沼田とあるも、今新治郡[illegible]に、[illegible]よりの名なり

成田（ナリタ）（川中子）今下中山、蕨、川中子、川澄、[illegible]等と相合せ、養蠶村と云ふ、子飼川の邊なれば也。
成田は下館の[illegible]十餘町、[illegible]、子飼二川の[illegible]とす、下中山、[illegible]、川中子[illegible]にして、吉間、桑山へ連接の地なり。

榎生（エノブ）（嘉家澤）今下岡崎、野田、西石田、飯田、嘉家澤と相合し[illegible]崎村と改む、[illegible]の舊名なりけり。
勤行川は、野田、西石田の邊にて子飼川に合し、嘉家澤は陸澤にも作り、常陸郡郷考に、村田庄内にかぞへたり、村田庄とは、[illegible]以東の[illegible]なり。

二本松（ニホンマツ）今[illegible]の北、下館町の南半里許の地なり。東鑑、[illegible]に、[illegible]下川、[illegible]及び二本松等と相合せ、大田[illegible]

野殿（ノドノ）村と改む、下館[illegible]に[illegible]、[illegible]とす、[illegible]殿とは沼田野の訛なるべし

布川（ヌノカワ）（方[illegible]）今大田村の大字なれど、[illegible]に隔たり、[illegible]町の北[illegible]にあたれり、[illegible]の地なるべし
[illegible]たる[illegible]

騰波郷（トバ）（騰波江）和名抄、新治郡騰波郷[illegible]、其訓[illegible]とあれば、筑波島と唱はる、即野田郷の南にして、黑子、騰波江の二村にあたる。されど[illegible]騰波江の[illegible]にあたり、[illegible]、[illegible]因りて再考するに、[illegible]にて、[illegible]寺[illegible]み。騰波の[illegible]、[illegible]西[illegible]の[illegible]にして、子飼川の之に滙合したる山は、筑波郡[illegible]の日に詳にす。（今の騰波江村は古の淡海の[illegible]に、[illegible]に擬したるは、[illegible]小[illegible]、[illegible]相違へり

黑子（クロコ）（辻）今黑子村といふ、下館の南[illegible]、[illegible]の大字あり。
小田原記、及び古戰錄に、弘治二年、結城の軍勢と南方小田[illegible]、黑子[illegible]に合戰の事を[illegible]。[illegible]は、[illegible]、黑子の[illegible]

千妙寺（センミヤウジ）黑子[illegible]に[illegible]
[illegible]
妙寺亮諶僧正也。寛文五年朱印「千妙寺領、常陸國河内郡黑子郷百石事、任慶長九年六月二日、寛永十三年十一月九日、[illegible]、[illegible]、[illegible]件」とあり。

保末（ホスエ）今[illegible]村の大字[illegible]、[illegible]、古[illegible]なる[illegible]れ、稻尙村を置かる、土俗鳥羽海の字を以て之を呼ぶ。

筑波島（ツクバシマ）今若柳（ワカヤギ）、箱頁、[illegible]上野田、中野田、下野田[illegible]間にて、黑子の南なり。
吉田[illegible]、[illegible]に、わかい木と

(若柳)

あるは若柳にあたり、筑波島の村名も見ゆ、粕須はなく其邊に長橋と標して、橋梁の形を識す、又筑波島と若柳の間に、高田村、かは村ありて、今の上中下高田は之也、(此新田は正保の此に開拓す、補志に據れば、高田は今數須の村内へ入り、稲荷新田には鳥羽淡海の字あり、上古の騰波江の址也)

(數須)

粕須

又數須に作り、騰波江村の大字とす、○常陸國郡考云、絹川の東なる川を子飼と云ふも、衣川より負たる名と見ゆるに、衣川より堀通して子飼に入る流なれば、糸繰とも名つけしなり、續紀に見ゆる受津村とは今の數須村にて、其舊名僅に遺れるなるべし〔今按、カズスを受津の遺唱と爲しかたし〕

大寶沼

騰波江村の西にして、闔郡の中央に在り、今の水面は南北二十三町、東西[illegible]町乃至三町、其北は分れて二派となり、西派は南北二十町、東西三町乃至二町、東派は南北十七町、東西二町乃至[illegible]町。其水は南に決し、東に折れ、一里許にして子飼川へ入る。近世の初めまで、南岸の[illegible]、[illegible]開拓せられずといへども、南北の長徑は五十餘町なりしならん。[illegible]の常陸誌、此沼を以て古風土記の騰波江と爲すは失考の如、騰波江の[illegible]下に合考すべし。

(沼平)

郡郷考云、風土記、筑波郡條「郡西十里、在騰波江、[illegible]長二千九百歩、廣一千五百歩、其下略之、高橋氏、[illegible]騰波山歌、新治の鳥羽の淡海とあり、昔大寶の邊にて、騰波、鳥羽並に妻の訛にて隅と云ふ義なり、其長二里八丁(二千九百歩)廣一里五町餘(一千五百歩)なりしを、今は四邊より開墾して新田となりたれば、纔に其半を存すといふべし、[illegible]、白河[illegible]に大寶の名見えたれども、多賀谷家[illegible]には平沼と稱ふ、沼傍の八幡宮を大寶八幡宮といふより、沼の名に負たり、大寶年中よりの奉祠と云ふ、東鑑、建久三年に下妻宮とある是なるべく、藥王院の僧の此別當たりし文書數通あり。

[illegible]常陸[illegible]志云、大寶[illegible]、[illegible]西河内郡大寶村、東西一里餘南北六七里許、[illegible]、所[illegible]鳥羽[illegible]、[illegible]此[illegible]、古新治郡境、水守志[illegible]云、古老[illegible]に、大寶沼[illegible]東七八里の間、水[illegible]、昔[illegible]也、今田となる、[illegible]往々[illegible]、今の名は往古[illegible]水の深き處の[illegible]者の由申傳ふ。

下妻郷

和名抄、新治郡下妻郷。(今[illegible]郡大寶村、[illegible])下妻町の地是なり、本郡の南極にして、古は毛野河此南界を流れ、下總國豐田郡と相限れり、又其東は筑波郡佐野郡を望み、其間には騰波の淡海ありしが、中世已降の河道變じ、騰波淡海を湮せて、廣莫の野と爲り、遂に全く田土に化し、僅に子飼の一細流の南下するあるのみ。

(間下)

郡郷考云、[illegible]下妻庄三百七十町、[illegible]、吉田[illegible]、[illegible]五年に至る數[illegible]に、皆下妻庄とあれども、[illegible]人の[illegible]なりしや、[illegible]大[illegible]子下妻[illegible]、下妻[illegible]たり、其[illegible]子[illegible]一弘幹地頭なりしが、北條義時と中惡しく、建久四年に亡び、夫より小山の一族下妻四郎長政地頭にて、其孫修理亮政泰にいたり、幼稚非正貫と雖、延元より八幡[illegible]、[illegible]、[illegible]に[illegible]、[illegible]東西に在[illegible]軍を拜[illegible]、[illegible]六年、[illegible]、其[illegible]年の冬、[illegible]、[illegible]多賀谷氏[illegible]の南に[illegible]、[illegible]の間まで[illegible]、[illegible]まりて、[illegible]、其城は今[illegible]、又本[illegible]下[illegible]に、[illegible]人にて、[illegible]に在[illegible]といへ、又[illegible]山[illegible]、下[illegible]之と有る[illegible]あり、[illegible]、[illegible]の[illegible]にもつ、此の地の人に似たり、其傳なし、(筑麓雜記云、此庄司を飯沼平十郎[illegible]といひ、其舎弟左衛門[illegible]が時、多賀谷氏の爲に亡ぶ)稅所文書(應永十二年)下妻庄造谷郷、鹿島富有注文(永享七年 下妻庄内若井郷(今阪井村)山穴郷(未詳)古澤郷(今下[illegible]郡)[illegible]郷、黒子郷、西高野(今筑波郡西高野村 [illegible]村 今なし、筑波郡[illegible]にもや、されど[illegible]遠に過るに似たり)などあるを見て、其[illegible]を[illegible]るべし。○中山[illegible]云、今下妻の古城の地を當郷といふ、蓋中世、郷人自呼びて、當郷といへるならん、當下妻の郷の義なり。

大寶

今大寶と云ふ、沼の南邊なる平沼、下木戸、平川戸、[illegible]、坂井、[illegible]、堀込、比七字を合す。沼の南東なる丘陵を占む、其南は大串の間に連り、下妻市街の東北半里餘。

新志[illegible]云、大寶城は八幡[illegible]にあり、東西百六十間南北三百[illegible]、南を追手と[illegible]、[illegible]、[illegible]あり高三[illegible]、[illegible]、[illegible]は村巷を廻らし、[illegible]の三[illegible]にて、高三四間あり、[illegible]下妻氏の故墟[illegible]、[illegible]小山[illegible]の子朝長、[illegible]にて、下妻[illegible]、下妻氏と稱し、[illegible]、[illegible]子[illegible]世下[illegible]の[illegible]、[illegible]長の子長[illegible]、長[illegible]の[illegible]政泰、[illegible]三年、北畠[illegible]房を闔城に迎へ、[illegible]と共[illegible]す、[illegible]未だ[illegible]、[illegible]下野[illegible]て[illegible]、[illegible]路絶え、[illegible]、[illegible]敗、[illegible]、軍[illegible]あらずし、[illegible]、之に死す、[illegible]白河[illegible]す。[illegible]したり。

大寶八幡宮

[illegible]の中央にして、[illegible]の丘上に在る、[illegible]大寶寺[illegible]は近世[illegible]の神[illegible]を有し、下[illegible]八幡宮と[illegible]云、[illegible]、建久三年、小山[illegible]に[illegible]下文に「将軍[illegible]下、常陸[illegible]田下[illegible]、下[illegible]宮[illegible]、[illegible]任地頭職事」云々とあり [illegible]宮と[illegible]八幡宮をいひ、[illegible]政の子孫、此

に居る者は、下妻氏と稱る、尊卑分脉、吉田藥王院へ書に、永仁五年より、正安八年まで、當宮のもの數通あり、別當の事見えたり。

「下　御判
可令早安堵僧覺舜、常陸國下妻庄内、大寶郷八幡宮、別當職事、右人、如元、任先例、可致社務之状如件、
永仁五年閏十月十三日」

「讓渡、常陸國下妻庄内、大寶郷内、宗八幡宮別當職、
當別當法橋　　　在判
右件職者、非別當職、常海嫡子之上、依有其器量、相副手次文、讓與所實正也、但任先例、不違御祈禱、且守先例、且觸符文、無懈怠可令勤仕之状、則申入事由、可令領掌、令不可有他妨、仍讓状如件、
正安四年大歳壬寅二月廿七日　別當法橋覺[illegible]」

「常陸國河内郡、下妻八幡宮領、大寶村之内百石、坂本天神社領十石、阿彌陀堂領五石、都合百十五石、并別當大寶寺中、山林竹木、諸役等免除、永不可有相違者也、慶安元年七月、（朱印状）」

大寶城址（ダイハウ）　今大寶八幡宮のある岡山を寺山といひ、沼の東南の岸にあり、其山の南なる岡に城の址あり、此城址昔は三面皆水に圍まれてありし由にて、今城址の西なる下沼は田となり、享保十一年の開發なり、常陸國誌に、山名記には、大方城の故郭内、東西百六十間、南北三百六十間、南は大串村地境に至れり、とあり、又敵の障したる長峯は、城址の南にあり、大平（オホヒラ）とは、黑子の邊ならん、

小田忽稱有和順之道、引入凶徒等之間、一昨日十日、御發向闘城了、春日羽林、[illegible]被移大寶城候也、[illegible]年十一月自河文書[illegible]方上下、後闘大寶間事者、一兩[illegible]請文、[illegible]到來了、去三日、[illegible]治久只下降人、取陣於村田庄、同八日、[illegible]此境、[illegible]、取陣於闘城大寶野口、一手取陣於大寶城北寺山、即時南城村反之陸路畢、一手陣[illegible]七[illegible]、大平、并高橋、其外[illegible]叢當陸勞篤宗之輩、大寶城南長峯に致取陣之間、大將[illegible]日中將、一條中將等、率城中勢出張、無道[illegible]了、御利之條、不可勝計、先代未聞之合戰、併御感也、云々、如此日中[illegible]抽武者、御冬自付左衛引吉河方之徒、依下平[illegible]重寄案之由申之、如風聞者、近日至道治久只下勢、重可責大寶[illegible]、云々、件合戰日、村田[illegible]保城、[illegible]押隔、[illegible]心元之處、其身并南妻、即時出家、因[illegible]者為代官、出降人了、村田本領主即當[illegible]、城中無[illegible]日之[illegible]也、云々、此事自筆日[illegible]有[illegible]、且此は新城[illegible]、可發大寶城之由稱之、兵糧等用意、[illegible]之條も留置之處、自去月之末、[illegible]移[illegible]之間、大寶[illegible]、雖申[illegible]存、此[illegible]圍并大寶、伊佐[illegible]城々も相[illegible]、[illegible]中[illegible]子細者、かゝる[illegible]事は[illegible]被遣[illegible]意畢。〔興國二年十二月自河文書〕

（前略、曆應四）十一月十八日、至于小田降參之期、役所警固、同十二月三日、立五取、御發向闘城之時、御共仕畢、同八日、於闘大寶、中入取陣、於[illegible]夜合戰仕、同廿六日、夜討合戰之時、中間男四郎[illegible]畢、[illegible]合戰、追出[illegible]數畢、奈良五郎左衛門尉、若和泉大[illegible]當見知畢、

越年、改康永元）五月五日、同十二日合戰仕、六月廿一日、責入下妻口、散々仕合戰仕、（中略）

越年、康永二年正月廿六日、於闘城合戰仕候畢、同二月六日、九日合戰仕畢、（中略）

同八月廿三日、合戰之時、被射負右足踝、矢見折留之間、度々[illegible]死、終以不去於陣中、或留若[illegible]中間、或[illegible]子、[illegible]、黑子等所々警固之[illegible]、闘大寶城[illegible]之後、向伊佐城外西野口、退治御敵仕之、大將[illegible]、[illegible]中御返之間、御共仕候之、

右軍忠大[illegible]如此、然者賜御證判、為備後日龜鏡、恐々[illegible]上如件、

康永三年二月日〔其古文書別府軍忠狀〕

關城繹史云、興國五年三月四日、春日顯國、擧兵三村、[illegible]闘城[illegible]、[illegible]日、顯國攻大寶城、[illegible]所、[illegible]近境、[illegible]攻之、[illegible]八幡宮、[illegible]文書」即日顯[illegible]攻城、[illegible]顯國不[illegible]守、八日城陷、[illegible]人、[illegible]賦村田[illegible]所[illegible]、〔[illegible]〕九日、[illegible]〔[illegible]記、常樂記〕自是常陸宮[illegible]境、[illegible]一存者、[illegible]之地、[illegible]所有[illegible]、

[illegible]社務記云、康永三年三月四日、春日侍從顯國、自常州小田三村[illegible]出向、打入[illegible]、[illegible]安[illegible]四郎以下、當[illegible]、[illegible]打[illegible]、七日、春日侍從[illegible]、押[illegible]、下[illegible]以下數輩打死、[illegible]、[illegible]合戰、八日夜、城遂落[illegible]數輩、[illegible]、[illegible]田[illegible]被生取了、九日[illegible]常[illegible]了、

常樂記云、康永三年三月八日、春日侍從[illegible]、[illegible]有兵衛佐、同時生捕、[illegible]也、下野國[illegible]寶城合戰、

大串（オホクシ）　今大寶村の大字にて、八幡宮の南十町許、丘によれる部落なり、[illegible]

將門記云、將門[illegible]、[illegible]、所[illegible]、[illegible]勸、終以[illegible]也、[illegible]存者[illegible]少、婦自野本、石田、大串、取木等之宅、[illegible]力人々之小宅、[illegible]此に取木とあるは、[illegible]其名なきかす、〔○大串は大寶寺の長峰寺ともいひ、[illegible]に長峰とは[illegible]に見え、大寶城の一要害なりき。

平川戸（ヒラカヘド）　今大寶村の大字にて、八幡宮の東なる低野の中に在れど、古の[illegible]江の[illegible]吉田藥王

陸大寶沼圖に、平河渡村、横根村、大串鄕、小島鄕、幸井鄕、など錄せられたり、又「ひけの道」「大寶城」「こおひ河」なども見ゆ。

(幸井)坂井(サカヰ) 今大寶村の大字にて、大串岡の東なる低野の中なれば、亦古の騰波江の排水したる跡ならん、古書に幸井(サキヰ)に作る。

郡鄕考云、俗說、比氣村は糸繰(イトクリ)川を堀穿らし時、民家を他所に移せしが、後其跡へ立たる村なり、人家を他所に引たる跡なる故に、比氣と名づく、今坂井村なる近津明神は、古比氣におはし社なるを、其時坂井村に移せり、故に今又比氣にも、對岸なる下[illegible]村とともに、近津の小祠を建て、村の鎭守とす、二村舊一村なればなりと、景雲中、毛野川を堀らせし時、[illegible]とあるにも能合せり、比氣に鄰れる堀籠(コメ)村も、[illegible]の時よりの名に似たり、

(堀籠) 將門記に堀越渡とあるも此地歟、また按、常陸風土記、筑波郡の西堺に、「[illegible]田川」とある田は井の誤にて、水守鄕の條に騰井川に作る、永享[illegible]注文、下妻庄[illegible]鄕あるを以て證とすべし、即今坂井村にて、堀子飼の西岸に在るを以て、河の名に負ひたるものなり。

比氣(ヒケ) 今大寶村の大字にて、八幡宮より東南一里許、子飼川の岸に在り、筑波郡高道祖(タカサイ)村に對す、大寶沼の排水路は、大串岡を過ぎ、東に折れ、比氣に至り、子飼川に入る。此東西の河道は、古の毛野川の跡にて、之を糸繰川とも呼ぶ。

木戸(キド) 今大寶村の大字に下木戸あり、下妻町の北郊とす、黑子村にも大字木戸あり。

新譜云、按ずるに城戸氏は、[illegible]、下妻道[illegible]云ひ此人始て下妻庄に住す、其子を[illegible]門尉、其子道光、始めて城戸(キド)肯司と稱す、其子を城戸左衛門尉[illegible]、[illegible]以來この庄を領したるに、[illegible]中にて、多賀谷氏家これに代て下妻に居る、俗說に、道光を城戸道光に作る、其後に、城戸[illegible]はもと當荘の人也、多賀氏間を窺ひ道光を殺し、其時寶を奪て、終に移て下妻に住すと云へり。〔眞壁雜記〕

下妻(シモツマ) 今下妻町、人口五千、舊結城郡の西南、舊豐田郡界に接したり。されど現結城郡管、及び舊常陸西部の區劃より見れば、方に其中心にあたる、下館へ三里半、宗道へ半里、東は子飼川を去る一里、西は絹川を去る[illegible]、方俗(タカガヤ)[illegible]甲、市街は田野に突出したる卑岡の上に在り、[illegible]といふ、下妻の當鄕にて、猶本鄕といふごとし。

(當鄕) [illegible]近世城主は[illegible]、正德二年、井上遠江守正長(當時[illegible]國城主大和守正常の舍弟)に下妻[illegible]を賜る、陣屋ありて之を治めたり、即多賀谷氏の故貧とぞ。中世下妻[illegible]氏ありて、下妻庄の地頭たり、されば其城址は大寶、木戸につたへり。多賀谷氏の事は、天[illegible]山圓福(エンプク)寺

(觀福寺) (眞言宗、下妻當鄕に在り)の記錄に多く見ゆ。慶長中、[illegible]當時の一僧[illegible]、[illegible]志[illegible]云、[illegible]中に、結城の[illegible]多賀谷氏[illegible]、其地は今の井[illegible]多賀谷氏は上[illegible]高望に[illegible]、重道の男金子[illegible]の地頭職たり、[illegible]多賀谷の地頭たり、多賀谷氏と稱す、其五世孫家茂、その子政[illegible]、[illegible]永中、結城に來り結城[illegible]の子[illegible]を養て嗣とす、〔多賀谷家譜、[illegible]〕[illegible]元年、結城氏朝、及び子持[illegible]、[illegible]、[illegible]を推し、佐竹に從に仕り[illegible]、[illegible]結城[illegible]出てゝ之に仕へしが、[illegible]の舊怨にたへず、執事上杉憲[illegible]、[illegible]成[illegible]高[illegible]等、[illegible]百騎を率て其館に押寄忽に討亡し、高經は憲忠の首級を取て、成氏の實撿に備へたり、〔鎌倉大草紙〕享德元年、高經此恩賞として關庄三十三鄕を食邑とし、關館に移住す、下妻城も亦再興せり、其孫重政、二子、長を經[illegible]、[illegible]一作[illegible]、關〕、次を經伯、多賀谷氏、漸く強大、自立の志あり、政經の子重經、天正十八年、豐臣秀吉に小田原に謁す、秀吉其勇を賞し、舊に仍て結城に屬すべきことを命ず、重經快とせず、なほ其子左千代を石田三成の烏帽子子とし、三經と名のらせ、岡田郡大田城主とし、又佐竹義重の子宣家を養ひ家督としけるが、慶長五年、重經、三成に黨するの故を以て所領を沒收せらる、〔[illegible]記錄、水谷家譜〕是に至て城遂に廢す、慶長の初年、德川公其墟を小子鶴若に賜ひ湯沐邑とす、後封を水戸に轉じ、下妻の地間田となる、鶴若は即源賴房なり。〔舊志〕

下妻城址(シモツマ) 結城家譜に依れば、多賀谷祥泉之を築く、多賀谷家譜に據れば、結城氏家の弟祥永(高營)の次子を祥[illegible]家植とし、[illegible]三年、下妻に新城を起す、顯氏より[illegible]、四隣を攻伐す、其子家重、遂に結城家の家風を脫して自立す、傳へて政經、重經に至り、慶長五年敗亡す。

[illegible]志云、武藏野與[illegible]、有賀[illegible]太輔某の子光泰、始て崎西郡多賀谷に居り、因て氏とす、〔七黨系圖〕、崎西庄小埼系圖一躑二郎を生む、其子重茂、將軍藤原賴經に事ふ、其子景[illegible]、宗[illegible]に事ふ、〔七黨系圖、[illegible]、多賀谷家[illegible]〕子家[illegible]、其子政忠、政忠の子家茂、其子政[illegible]、後村山瀬光の武藏足立、[illegible]、子[illegible]等の地を賜ふに及で、結城直の子を以て入て嗣ぐ者あり、因て金子氏と稱す、結城直多賀谷氏其地に居るを以て、結城の家人たり、政朝子無し、結城滿朝の子[illegible]光義を養て嗣とす、光義其族を率て結城に歸り、一鄕に聚居す、[illegible]其墟を呼で多賀谷畠と曰ふ、〔家[illegible]、圓福寺記錄〕光義に子あり、長を彦太郎と曰ふ、結城氏朝に從て結城城を守り、嘉吉元年城陷る、彦太郎之に死す、〔結城戰場物語、永享記、關東兵亂記、[illegible]

食大草氏、次を四郎氏家と曰ふ、結城の[illegible]、氏家の平子七郎氏朝を儲き、遂に常陸佐竹氏に走る、(氏家記、大草氏、戰場物語)寶德二年、弟結城と力を競ひて結城城を攻す、(結城家譜)大草氏、康正元年、功に因て下総庄園三十三郷を宛行はる、[illegible]食子氏を立めて多賀谷氏に[illegible]、[illegible]下妻庄司[illegible]記あり、多賀谷記、氏家城を賜ふに依て、[illegible]其地を賜けず、氏家乃ち[illegible]て定住し、其後を伺てこれを[illegible]し、館(氏家城を領し)、遂に關城に至る、「筑波戰記」寬正二年、別に一城を下妻の側に築き、子宗植を置く、[illegible]竟に途に至り、宗植の弟[illegible]に子なり、子なきを以て嗣とす、[illegible]文明中、宗植開田豐田の地を略取す、明應中、[illegible]守を誅伐す)

結城宗譜云、多賀谷祥賀、盡忠於政朝、常陸云、是結城中興也、而賀[illegible]子、其弟祥永二男爲[illegible]子、多賀谷祥泉是也、於下妻築城、下妻之先祖是也、祥永嫡子、休職禪出家、而名正眞、松源寺是也、正眞嫡子、圖書[illegible]祥[illegible]時、[illegible]和守、[illegible]於[illegible]、籠結城之城主、下野[illegible]、[illegible]和泉守[illegible]、試正治和泉守、引小田多勢、而合向結城、[illegible]郡[illegible]、和泉守出防戰、攻其時廿八首後也、其勢[illegible]不足、而離城合戰、敵陣兼敗軍於[illegible]之前後、小田下總之人數五百餘人討捕、政朝得大利歸城矣、是[illegible]之武勇也、其後和泉守遂當國增進、攻[illegible]和泉守、下妻祥[illegible]內通、于時明應八年八月、爲討和泉守、御前[illegible]門[illegible]攻入、祥[illegible]數百中城攻入、和泉守即時[illegible]代、[illegible]一人[illegible]代筆、[illegible]是結城之一宮、其[illegible]也、修之[illegible]。

宗植の子家重、下總守と稱す、[illegible]く、兵馬[illegible]を以て、古河に[illegible]ことを[illegible]、[illegible]之を[illegible]り、天文二年、由河尾張守をして家重を圖らしむ、家重[illegible]開田豐田の兵を率て之を[illegible]ぐ、十五年、宗重北條氏康の為に大に敗られ、(小田記、小田原記)宗重の子政經嗣ぐ、

關八州古戰錄云、小田左京大夫氏治、多賀谷下總守宗重を亡さんと、天文六年正月下旬、結城へ出張の由告來る、依て、政經此方より逆寄して追ひ崩さんとて、水谷伊勢守治持、岩上但馬守を副將として、多賀谷[illegible]河内郡下妻を志し、押向ふ所に、小田先陣の勢、山川館小崎田まで打出たりしも、一支にも不及退散して引去り、政經今は心安しと、駒を早め下妻へ馳着ければ、敵も西野道川邊に出向て、愛を先途と防戰ひけるが、城兵終に打負、結城勢追討して、首數三百餘級を取、歸陣をぞしたりける。

永祿十年、北條氏政、大兵を率て營を[illegible]山に建て、[illegible]を囲て下[illegible]に逼る、山河[illegible]等たり、衆軍[illegible]生子、岡田原、數所に分布す、河內[illegible]して[illegible]河東に依る、佐竹義重下妻の救援たり、出て上三川にあり、別に其[illegible]に遣て將とし、鬼怒川に臨て陣せしむ、六月、[illegible]河を渉り、火を付舍に縱ち、乘り過む、義重之を[illegible]し、伏を小島に設け、別に城兵を出し、伴り北げて敵を引き、伏を以て之を撃き、[illegible]してたに之を敗る、斬首三千餘級、(記錄)政經の子重經家を嗣ぎ、亦武名あり、天正十八年、小田原の役、豐臣氏に歸伏す、文祿元年、征韓の役、重經病と稱して赴かず、長谷宗光寺の堂宇を壞り、其材を運びて下妻城を修す、(天寶舊正書、宗光寺記)十月、秀吉、重經病と偽り行營に至らざることを責め、罰金千貫を出さしむ、重經[illegible]に從ふ、([illegible]日記、關野[illegible])慶長五年、上杉景勝異圖あり、會津に據る、重經、[illegible]を景勝に通じ、佐竹義宣と倶に小山の[illegible]を[illegible]計る、江戸の[illegible]重經を責す、重經[illegible]ることを[illegible]せず、遂に[illegible]中に陥る、六年[illegible]自なを以て、[illegible]下[illegible]六島[illegible]。

光明寺
[illegible]

[illegible]の子孫、世々相[illegible]して[illegible]、中古[illegible]道に光明寺の境内に[illegible]と、[illegible]つ(小島は今[illegible]郡[illegible]村[illegible])
天和二年[illegible]、[illegible]河内郡下妻[illegible]、昔宗胤在[illegible]小島、[illegible]細川氏[illegible]陶[illegible]、佐[illegible]、[illegible]下[illegible]文、[illegible]久二年[illegible]、嗚呼大哉、[illegible]

多寶院
下妻町に在り、[illegible]
多賀谷氏之を建つ、[illegible]寺田に[illegible]、多賀谷[illegible]
[illegible]

ず、轉じて法王寺に移すと云ふ。庚子の亂に、西軍佐竹義宣と姻親あるを以て之に與し、將に小山の行營を襲はんとして果さず、慶長六年、[illegible]、城邑を毀[illegible]、宗家[illegible]離し、[illegible]するもの多し。

○岡上[illegible]、宗門、[illegible]、多賀谷左近大夫、於常州下妻[illegible]、[illegible]爲第一世、天文辛丑坐化。

岡田郡（チカダ）

明治二十九年、結城郡へ併せらる、もと結城郡の南、飯沼と鬼怒川に挾まるる僻邑にして、面積四方里許。

岡田郡沿革考云、延喜式頭註「延喜四年十二月、改岡田郡、爲豐田郡」と、されば岡田の名も久し、近世德川氏の初め、豐田郡鬼怒川以西の地を割きて、更に岡田郡の[illegible]、正保圖、之を載す、寛文[illegible]、岡田郡高一萬七千石[illegible]、地理志料云、民部省式、倭名抄、有豐田、無岡田、而神名式、有岡田、無豐田焉、延喜式考異云「式之撰修、始延喜五年、成延長五年、閲歳凡二十三、其間[illegible]、諸神名式從舊郡名、民部省式兼今郡名、以致此差舛也」大須本將門記、有豐田郡大房、豐田郡[illegible]等名、而岡田郡絶無所見、天慶中所書、[illegible]、承平僅十餘年、當時已變岡田、可以無[illegible]、[illegible]三年、[illegible]豐田郡[illegible]、[illegible]二郡、昭代因之、[illegible]。

大方郷（オホカタ）

和名抄、豐田郡大方郷。○今西豐田村、[illegible]、大方村是なり、[illegible]る、西田[illegible]に本郷の大字あるは、即大方郷の[illegible]、將門記に、下大方郷堀越渡とあるも、此地なるべし、當時已に毛野川は、其河道を變じ、大方郷と子飼郷の間を流れ、鎌庭の邊を下大方郷堀越渡と云ひ、毛野川の渡津なりしならん。

○地理志料云、將門記、稱下大方郷、[illegible]、小山[illegible]子政光、稱大方五郎、小山系圖、[illegible]大方[illegible]、[illegible]小山文書、[illegible]下總國大方郷、[illegible]二年、[illegible]一族、[illegible]大方[illegible]、[illegible]に合すべし。

沼森（ヌマモリ）

(鴻上)

仁江戸等と相合して、西豐田村と改む、今[illegible]、[illegible]。

[illegible]川の間なれど、[illegible]、[illegible]に、[illegible]。

[illegible]。

今里（イマサト）

(尾崎)

今西豐田村の大字とす、[illegible]。

下[illegible]國大方郷[illegible]、[illegible]。

[illegible]

若（ワカ）

(和 賀 大 田)

[illegible]、今[illegible]、下妻に[illegible]、[illegible]して大字[illegible]田もあり、古城寨址存す。和賀城は天正年中、多賀谷重[illegible]、[illegible]、[illegible]年、其子[illegible]と共に[illegible]に任へ、[illegible]を安堵し、[illegible]三郡を分領し、下妻[illegible]、[illegible]に移る、封十四萬石と稱したり。慶長五年の亂に、潜に佐竹氏に通し、仕謀する所あり、果さず、翌年、江戸幕府の命を以て、城邑を[illegible]せらる、下妻城址を合考すべし。○新編常陸國志云、天正十七年、多賀谷重經、其子大二郎を、[illegible]和賀島城に置き、下總の邊境を守らしむ、十八年、[illegible]して次二郎を共す、豐臣秀吉に伏見に謁せしむ、秀吉[illegible]に命じ、首服を加へ、三成の偏名を與へて三經と曰ふ、のち重經、佐竹義宣の四子を養て子とし、宣家と名つく、因て三經をして結城秀康に仕へ、遂て太田城に居り、豐田岡田二郡及び猿島の地を食せしむ、慶長六年、重經罪あり籍没せられ、三經は秀康に從ひ[illegible]に移り、[illegible]に皆る「圓福寺記錄」

[illegible]云、多賀谷氏[illegible]、永正十三年、[illegible]部をして、和賀[illegible]を領さしめて、[illegible]、其地を[illegible]せ、又[illegible]、[illegible]寺等の[illegible]を降し、其地を開拓し、岡田豐田二郡を[illegible]。

仁江戸（ニエド）

今西豐田村の大字とす、今里の南一里、宗道の西半里、山田沼の排水路は、此に至り鬼怒川へ入る。

鎌庭（カマニハ）

[illegible]、[illegible]、[illegible]、今皆葉（ミナハ）、[illegible]と相合せ、大形（オホカタ）村と改む、仁江戸に接し、鬼怒川の邊に皆る、昔葉の無量寺は、[illegible]

(若葉)(鎌輪)

師佛を以て著る。

將門記、[illegible]に、豐田[illegible]之[illegible]とあるは[illegible]地也、諸常陸新治、眞壁への路次に當る。○扶桑略記云、天慶二年十一月廿一日、陸奥鎭守府前將軍從五位下故平良持之男、將門、[illegible]、率千餘人兵軍、於常陸國合戰、[illegible]、遣火出者、[illegible]矢貫人、凡一國人[illegible]、一日[illegible]、同廿九日、將門還豐田郡[illegible]之後、長者[illegible]使令住一家、[illegible]加[illegible]等、寢食不穩、于時、[illegible]守[illegible]世王、[illegible]將門云、[illegible]討一國、公責不輕、[illegible]坂東、且[illegible]、[illegible]門[illegible]、[illegible]也、須[illegible]國印[illegible]、一向領之、云々

蕗田

今[illegible]谷、磯村、大[illegible]、[illegible]地、[illegible]等と相合せ、安[illegible]村と改む、[illegible]の西、[illegible]の東にして、其蘆谷は飯沼に[illegible]り。

一書に、蘆谷を以て將門記の葦津江に擬したれど、猿島郡の地に非ず、又將門記に磯橋を以て京都山崎に擬すとあるを引き、磯村にやとあれど、形勢山崎とは爲し難し、且大須本に檥に作り、ウキと傍訓す、疑ふべし(磯橋は今昔物語に磯津の橋に作る)

(蘆谷)(安靜)

二十四輩[illegible]拜圖會云、安[illegible]弘德寺は、岡田郡豐田の庄新地村にあり、宗[illegible]院と號く、二十四輩の[illegible]、信樂[illegible]房の遺跡なり、寺[illegible]二坊あり、信[illegible]房の[illegible]を[illegible]るに、平氏にして相馬次郎師常の子、相馬太郎義清と云し武夫なり、高祖聖人、面授口決の眞弟にて、[illegible]き[illegible]場なり、御[illegible]淨土高僧[illegible]像[illegible]存す。

磯（イソ）

今[illegible]村の[illegible]字[illegible]、下[illegible]云、天文[illegible]年、山川尾張守、平塚某、粟磯、松本、村[illegible]等士兵、陣大方原、[illegible]多賀谷[illegible]下[illegible]、[illegible]見[illegible]記錄)

吉田用水堀（ヨシダ）

下野河内郡吉田村に於て、鬼怒川を分派し、之を導きて田川と相交架せしめ結城[illegible]の[illegible]に至り、[illegible]下して、山川、江川、[illegible]谷、[illegible]田の

(飯沼用水)

間を過ぎて、[illegible]田村[illegible]に至り、鬼怒川へ[illegible]す、凡八里、一支は[illegible]に入り、江川と合す、[illegible]原を通して[illegible]り、[illegible]の[illegible]田に灌漑す、享保九年、伊澤爲永(彌[illegible])[illegible]奉行[illegible]役、[illegible]の[illegible]所なり、一名[illegible]沼川水と云ふ。

[illegible]宮氏[illegible]志云、享保七年、伊澤爲永奉命、檢視飯沼新墾、一日、爲永乘小舟、巡覽沼中、謂里正等曰、此役功必成、然[illegible]宜先[illegible]灌漑之法、若[illegible]水之可灌[illegible]、則隨墾隨熟、終[illegible]成功也、乃檢視鬼怒川上流、九月[illegible]於[illegible]庭、至下野河内郡下吉田村、觀[illegible]地[illegible]、[illegible]路更[illegible]於[illegible]至武井、測[illegible]高低、勾[illegible]有餘、於是[illegible]功必成、[illegible]山川沼、北沼、管谷沼、八町沼、若沼、太田沼、國生沼古間木沼等、諸沼開治、其古來入鬼怒川水道、設斗門防遏之、又自下吉田、[illegible]新渠、灌漑飯沼、及諸沼[illegible]田者、爲永[illegible]定議、九年[illegible]役、先[illegible]渠、自下吉田村、至幸田村、[illegible]廿九村地、渠長三萬一千三百八十三間、[illegible]自八間至[illegible]尺、勾[illegible]十一丈二尺八分、[illegible]勾[illegible]太急、於[illegible]地、掘六尺九寸、直下之、使行水不[illegible]、[illegible]一十四所、當灌漑之川、作斗門廿六所、防逆流、土橋一百三所、通往來、合計用[illegible]、金七千一百一十五兩、八[illegible]、吐[illegible]水[illegible]、長若干間、其[illegible]斗門等、用[illegible]一千五十兩、其[illegible]東所失田園宅地、代[illegible]計三千三百五十兩、前後通計、一萬七百四拾兩、功既成、[illegible]、及[illegible][illegible]水溜[illegible]、及[illegible]、又野原[illegible]田[illegible]等、[illegible]七千一百九十二兩、與所用金數相[illegible]、所不足者三千三百廿兩、是此役所役之實數也、十年七月、渠成通水、灌[illegible]田[illegible]及八十八村、而[illegible]余云。

杉山（スギヤマ）

今國生、向石下、藏持、篠山等を相合し、岡田村と改む、[illegible]の南にして、鬼怒川の西岸、吉田用水堀の東方なり、石下村と鬼怒川を隔てゝ相[illegible]る地なる[illegible]、古の[illegible]田[illegible]の中なるべし

桑原神社（クハバラ）

[illegible]延喜式、[illegible]田郡の[illegible]なる、今[illegible]生[illegible]在りて、[illegible]に[illegible]名を傳へ[illegible]、[illegible]生、[illegible]、[illegible]を[illegible]、[illegible]社、在此、今[illegible]、[illegible]野[illegible]入[illegible]

○按、結城の地方には、豐城入彦の裔孫毛野君の繁榮したまへる徵證は、他にも所見あるが、國生の[illegible]なる藏持は、即毛野、桑原一門の、車持氏の遺墟なり。

(園生)

藏持（クラモチ）

杉山の南にて、吉田用水堀此に來り、鬼怒川へ入る、上[illegible]の車持部を、[illegible]世[illegible]に作れば、[illegible]何[illegible]へし

二十四輩順拜圖會云、大高山は飯田の上に在る[illegible]山なり、高柳山東弘寺は、[illegible]の倉持村に在り、二十四輩の九[illegible]豐田善性房の草創なり、善[illegible]はじめ[illegible]と稱す、國の太守豐田四郎[illegible]治、周[illegible]房を[illegible]せし[illegible]に於て、高祖聖人を倉持村大高山に[illegible]し、[illegible]信と法[illegible]り、[illegible]法を弘通す、寶永の記、享保の記、善性房は豐田治親の法名にして、享保元年、大高山に聖人を[illegible]して、常[illegible][illegible]近せりと記せしかども、今遺跡錄によりて、これを正す。按、今藏持の東、大房に東弘寺存す、[illegible]藏持より大房へ移せるにや

鴻山（コウノヤマ）

今崎房、馬場、古間木等と相合せ、飯沼村と改む。

杉山、藏持の西にして、飯沼の澤田に臨めり。

常陸國鴻山事、任安堵之旨、[illegible]付[illegible]宮内大輔能[illegible]代之樣、可有申沙汰之狀、依仰執達如件、

康[illegible]元年十一月十六日　右衞門佐判

上總[illegible]安房入道殿(後[illegible]引)

鴻山、今常陸の諸郡に聞く所なし。

(古間木)

將門記に、陸閉岸といふ地名あり、異本之を降間岸に作る者ありと云へば、フルマキとよみ、今の古間木にあたるか、又常[illegible]軍記に、下[illegible]の[illegible]賀谷[illegible]大夫[illegible]は、古間木の[illegible]を攻めしことも見ゆ

按、陸閉岸は一本ム[illegible]へと[illegible]す、降[illegible]と云ひ、古間

本に據するは、成田參詣記の說なり、再考を要す。〇將門記云、承平七年八月十七日、豐田郡下大方郷堀越渡固陣、相待件敵、叶期如雲立出、如電響致、其日將門勞脚病、每事朦々、未幾合戰、伴類如算打散、所遺民家、爲仇皆悉燒亡、郡中稼穡、人馬共被損害、所謂千人屯處、草木俱彫者、只於斯云矣、以登時、將門爲勞身病隱妻子、共宿於幸島郡葦津江邊、依有非常疑、載妻子於船、泛於廣河之江、將門帶山居於陸閑岸、經一兩日間、件敵以十八日各分散、以十九日敵介(平良兼)取幸島道、渡於上總國。

飯沼（イヒヌマ）

舊岡田郡と猿島郡の間なる巨澤にして、北は尾崎村諸川驛に起り、南は横曾根に盡き、延長六里幅半里許。近世(享保中)排開墾闢を爲し、其新田は兩郡沿岸の諸村に從屬せしめられければ、往時の流江（ナガレエ）の面目全く亡びたり。

飯沼に匯合する主水脈は江川(仁連川)にして、下都賀郡八千代（ハチカヘ）羽川驛の邊なる出牛に發し、長さ五里。又排路は二口あり、横曾根より鬼怒川に注ぐを本道とし、支道は猿島郡馬立、幸田の地を斗破して菅生沼へ注ぐ、支道は享保中の新通に成る。〇淸宮氏川澤志云、按、飯沼久爲曠地、寬文九年、地方建議、請開墾、寶永三年、再請、官按檢之、允其請、然以役用多不果、享保七年、有令、諸國有曠閑墾地、許官請之、是歲七月、里正某、就市尹請之、其八月、環沼廿四村合議、陳意見、或云開拓横曾根坂手（サッテ）閘故渠、或云開新渠於內守谷（ウチモリヤ）坂手之間、入鬼怒川、或云新疏鑿猫實（ネコザネ）宮沼小屋新田地、自菅生沼直入利根川、其川底其以私金辨之、敢不煩公帑、於是命伊澤爲永、詳視其高低數所之地、高低遠近、猫實宮沼口、其長二千五百間、而達利根川、利根川水面低於飯沼、一丈九尺二寸、横曾根古渠口、鬼怒川水面低於飯沼、六尺九寸一分、內守谷川辰口、鬼怒川水面低於飯沼、一丈五分云、九年八月、爲

永奉大命督役、別檢視、自猿島郡馬立村沖沼口、經幸田神田山（カンダヤマ）等、入利根川之地理、計其長廣及川底、經理遣、乃命里正四人、總管其事、先使各村樹立標於吉田經界、環沼周圍、四千八十一間、積實凡二千六百四十八町六段六畝、十二月、會廿四村里正於香取村香取前、徵誓書、其支日、謹公事、勤工役、功成完納官貸、乃建假署於結城町、先疏吉田用水、十年正月十日、飯沼起工、自馬立沼、至幸田由幸田（カウダ）地內、入利根川、流渠長五千八百間、勾陪二丈九尺、廣三間、深自五丈至五丈五尺、後增疏、長一萬六千八百五拾間、廣自八間至三間、謂之飯沼落堀、造吐水樋七處、用度、總計金七千八百兩、至五月晦日、工成決水、頃刻涸竭、得地凡一千四百町許、是歲十月、司計尹播磨守筧某巡視、自飯沼落堀、吉田用水渠、及諸沼閘堰、非用惡水渠成功處、是歲里正遞納金一百十兩、於是愚役來試營種料、一千四百石、十一年正月、爲永巡視數回、觀其未全涸竭、乃自古間木疏渠、長三千四百八十三間、其餘淺役計六百五十兩、然仁連川上流、動溢溢、於是十二年、開拓飯沼東邊小溝、築堤防備溢溢、渠長一萬三千六百五十間、(寬自四間至六間)後增疏至一萬五千二百七十間、導諸川、自結城郡尾崎、至飯沼古渠、入鬼怒川、是時使士吉及猿沼古田惡水淨盡、以充灌漑之灌漑、謂之東仁連川、樋橋等用之、總計一千三百七十一兩餘、凡飯沼涸竭開墾檢田、先使各村立界、司計尹督之、享保十二年十月、自東岸始、是歲大水不果、自十三年二月五日、至三月十六日、擒括二功、得水田二千二百九町七段、爲高一萬四千三百八十三石、陸田二百六十三町九段、桑畑二十町七段、林二十町三段、宅地二町三段、總合二千四百三十七町、其使丁三百三十町五段、爲小溝史出、作大小之路、不在前數中、其邊[illegible]長某八百口、男女人數五千口、十四年、[illegible]八十兩、千此飯沼開墾全成、其餘高二千石、爲飯沼治水、舊廢地新墾、高四千四百八十石、八所沼沚新墾、高二千石、爲吉田堤緣村、廢地新墾、高三萬五千五百三十石、爲吉田用水成、所免旱患、八十八村田數、以上總計爲五萬八千三百九十三石、皆得其利、十五年、就沼中閘處、排除泥淤、疏渠長五千五百六十一間、(寬自五間至三間)其餘所々通渠、用度若干、十六年四月、大水濕稼、於是請疏通仁連川於長井戶沼、有故不果、十七年、落堀開拓一間、元文二年開拓東仁連川二間、左右築堤防、三年、別疏新渠、長一萬一千三百九十間、以分東仁連川水勢、謂之西仁連川、西仁連川水底、造暗樋十二、使東西古田惡水、漏入落堀、又造逆樋四所、若遇東西仁連川大水、閘之滿其溢溢、於是疏水灌漑全成、三郡之地永飽稻粱、地方人民、到後世稱其功德云。

飯猪鄉（イヒヌマ）

和名抄、豐田郡飯猪鄉。〇今飯沼村、菅原村、大花羽村、豐岡村、及び水海道等にわたる。即本郡の南極にして、往時は流江を以て猿島、相馬の二郡、并びに常陸國と相分かしならんも、後世水道變し形勢沿革多し。

地理志料云、飯即椒之假借字、沼澤施稜、以停水之處、說文云「潴、水所停也」周禮地官稻人、以瀦畜水」書禹貢大野既豬、集韻云、瀦本作豬、或作潴、干祿字書、豬瀦上通下正、源君從通字也、先輩多以豬爲瀦字之訛、不思之甚也。

大生（オホフ）

今菅原（スガハラ）村と改む、古間木の南にして、水海道の西北二里、飯沼の澤田に臨み、澤中の孤島に天神社あり、近世之を菅原相訓と爲すは、蓋古義にあらず、又神島の東に並び、壘址あり、駒込と稱し、開基記に見ゆる飯沼館即此とぞ。

大生は舊へ生（オホフノ）郡と唱ひ、大生をよむこと大野（オホノ）に同じ、本来はホフ郷なりしを知るべし。近年水海道の東北に大生村てふ新號を命し、もホノフと傍注するは、誤

古老の傳ふる説あり（常陸行方郡大生を參考）
[illegible]、古戰場、飯沼天神社、鎌倉大將兵、南
[illegible]、高倉冬持下野飯沼城、白河結城又書亦
[illegible]大生村陣場、常陸街道　○新編常陸國志
[illegible]、北條長繁、飯沼營に病死す（北條系圖）
[illegible]、異なるべし

大生天滿宮　[illegible]三十石、當飯沼報恩寺性信房の寄附を請て、[illegible]を經ると云へど、恐らくは非なり、[illegible]、大飯明神あり、されば此には大飯沼の[illegible]、中世天滿宮に混合したる歟。○二十四輩[illegible]云、大生の天神は別當大生寺と云ふ、[illegible]の[illegible]の松あり、又天滿宮出現し給ひ、性信上人[illegible]結びし靈杯には、華表の前にあり、例年正月、此池中に[illegible]魚を[illegible]りて、性信上人の像に供すること、一年も闕ることなし、然るに近き享保の頃とかや、此池の四方に七口の江を堀て、池水を分ち落し、耕作のたよりとす、されば飯沼の水、日毎月毎に干潟となりて、今は僅なる細江の[illegible]の下に流るゝを、御手洗水とは號せり。○相馬日記云、大生鄕の天滿天神、鐘の銘には「下總國豐田郡、飯沼鄕大生村、有古梵刹、命號松高山梅前院、[illegible]國戊[illegible]、八月下旬吉辰」とあり、こは天尊の御三郎子なる景行朝臣、常陸介にてくだられし時、夢のさとしありて、始ていはひまつられし神社なり。○僕道二十四輩會云、開光寺、在豐田橫曾根村、東漢、開基性信房、性信[illegible]報恩寺、其處有沼洞、埋之營寺、舊沼有大蛇、嫁女[illegible]、沼邊[illegible]住處、請住門前洞也、性信不聽、彼女怨、年[illegible]大蛇、去[illegible]常州、時一暫來、聞法隨喜曰、我是飯沼之神也、當[illegible]永可擁護焉。

大輪　今花島、羽生と相合せ、大花羽村と云ふ、[illegible]な立つ。大生野の東にして、鬼怒川に縁れり、大輪安樂寺は（弘經の北十町）近世二十石の寺領を有したり。

豐臣秀吉[illegible]一六閒、付德西大有[illegible]、[illegible]信形沒後林嗣、[illegible]日[illegible]四[illegible]中山、　毎　[illegible]

花島　大輪の北一里、鬼怒川の岸に據る、[illegible]八郡古戰[illegible]云、天正二年、小田原方の士卒二百人計、橫[illegible]村へ驅出しに、多賀谷政經之を防かんと、子息[illegible]を鬼怒川の下より、花島の方へ出張なさしめ、我は根城、飯沼の中間を取り斷ち、古間木の領主渡邊周防守に、仁連村越て溝田の岩へ押掛、鐘打を爲さしむ、されば花島の敵、前後を襲はれ、度を失ひ引返す、城も支へず、船に打乘、關宿へ退散。

羽生　大輪の南にして、弘經寺の東に隣れる部落とす。[illegible]文化十四年相馬日記云、羽生の法藏寺へ詣づるに、累女のいはれをしるせし掛幅ありて、住僧か繪ときするを聞くに、まことに恐しき事共也、右[illegible]塔婆に、累女が法名は妙[illegible]理居性[illegible]信女、承應二癸巳天八月十一日、助童は單到[illegible]人童子、寛文十二壬子天四月十九日、清は紫雲不生妙樂とありて、これには年月なし、今はむかし、下總國岡田郡羽生村の百姓に、與右衛門といふものありけり、おなじ郡の橫曾根村にすめる寡婦の、男兒一人もたりしをむかへとりて、妻としけるが、その兒かほかたち見にくゝて、世にたとへむかたなきかたはものなりければ、妻思ひ煩ひて、慶長十七年、絹川のべの橫堀へ助童を打はめてころしたり、其の後妻はらみて女をうめり、その容貌助につゆたがふことなし、名を累と名づく、世の人は助がかさねてうまれしならんとて、字をかさねとぞよびける、累長じて夫を迎へしに、夫は累を殺して、[illegible]目よき後妻を迎へ、菊といふ女を生む、然るに助累女の亡靈、この菊に祟りて怪を爲したるに、祐天といふ法師、之が解脱を爲さしめしと也、

はかなさをかたりかされてきぬ川のながれての世もかくしのぶらん。　與　清

絹川のかされのこと、[illegible]談頗多し。

弘經寺　今[illegible]に屬す、[illegible]と、[illegible]根の[illegible]、[illegible]生村の境內にて、羽生大[illegible]を建て、[illegible]慶長の江戸[illegible]、[illegible]十八檀林の[illegible]、[illegible]百石を給せられ、天樹上人（二代將軍の女）にして、[illegible]秀忠の室[illegible]。

弘化[illegible]、[illegible]

弘經寺は、應永二十一年、橫曾根の城主羽生[illegible]貞、及び羽生の城主羽生吉宗等、檀越として創建、開山を嘆譽良肇上人となす、慶長中、[illegible]上人中興して、歳表を始賜す、今寺域六千坪、總門、本堂、[illegible]堂、[illegible]、[illegible]然として森樹[illegible]翠の中に峙ち、地方希有の[illegible]たり。相馬日記云、[illegible]山弘經寺、門前の松杉、道をはさみて青々と見渡さるゝ中に、名高き[illegible]の薄紅葉して、所々に生ひ立れるさま、得も言はず、名高き[illegible]とは、祐天僧正の[illegible]の名殘れるな[illegible]、[illegible]に奉れる[illegible]なりとぞ、おなしは此わたりに飯沼とて、たてぬきに七里ばかりの沼ありしを、中ごろさくりながして、あまたのこなだはたけにはせられしとぞ、和名抄に飯猪と見えしは、こゝにて、猪もじは沼もじの偏をはぶけるなり。

橫曾根　今[illegible]村と改む、東に鬼怒川を帶び、水海道町と[illegible]す）西は猿島郡猫實村、北田島郡坂手村と、飯沼川を以て相分てり。往時飯沼の[illegible]、常に満ちたりしは、橫曾根の地、[illegible]高く、[illegible]の水を[illegible]せしによる、貝塚（介墟）あり。

開光寺　橫曾根に在り、報恩寺の舊址にして、[illegible]性信の古蹟とす、大生天神社の南一里[illegible]、[illegible]は江戸に

草に移りしも、猶三十石の免田を有し、開光寺を兼帶したり。

二十四輩順拜圖會云、高龍山報恩寺は、今江戸淺草に移り、東派の院家也、二十四輩第一飯沼性信の創立とぞ、性信俗姓大中臣、常州鹿島郡の人なり、幼名は悪五郎と呼べり、(後與四郎と改む)元久二年の春、年十八歳にして、紀州熊野權現に詣でけるに、其かへるさ都に至り、適東山吉水に參詣、即髪を伐て聖岡の信者となりにけり、法然上人其志に感じ給ひ、親鸞聖人の弟子に囑りける、建保二年、性信豐田の庄横曾根の郷中、大高山に一宇を造立す、報恩寺是なり、聖人六十歳、貞永元年東國發足の折、關東の門葉一同に預け、製作の抄教など附属あらせ給ひしかば、性信謹て是を拜受し、宗風を壯んにせんとて、其境を求むるに、幸なる哉、飯沼といふ廣き江有て、四方の景色尤勝れたり、性信此江沼を埋むること數十町、其中に伽藍を造立し、報恩寺と稱す、然るに近世下妻城主多賀谷が妨げによつて、江戸淺草へ引移り、横曾根の古院は開光寺と號けて、今に留守居とす、飯沼に雁島といふ不思儀あり、聖人此地に幽栖の頃、沼の中に島一つもなく、殊に風色を增すべきにと仰せられけるに、奇なるかな一夜忽然とし廣沼に島涌出て、今に在るも、毎年來去の雁、此浮島に宿る、而も雁の去るに隨ひ、島もなくなりて、水底に沈むを常とす、土人の曰く、秋の初め雁の來わたる頃、沼の中に浮藻わたの如くあつまりて見ゆるに、頓て十疊計りにひろごり、終に四五十疊計の島とはなるなり、然れども元來土にあらざれば、輕き禽獸人の登ることも得てならず、雁の宿るばかりのちからは有れども、浮草のあつまりし如き島にて、雁の立ち行く後は、いつとなく消て跡なくなるなり、むかしは水上に高く見えたるが、近き頃はいとも低くなりて、大方水面と一つらのやうに見ゆ、されども宿れる雁の往さあるほどにはあらずと語りぬ。

飯沼歸途、訪一僧房、　　梅　痴

江村風物引詩情、携杖徴吟緩去程、水草亂揺停日淺、山雲半裂晩鐘清、路從串柳橋邊晴、月在鴛鴦背上明、隠凡同參禪味好、香臺緣茅薦新羹、

鬼怒川

(絹川)

又絹川、衣川、鬼奴川に作り、古名毛野川と云ふ。日光山(下野)の奥なる鬼怒山川(其源鬼怒沼と名づく)五十里川を遠源とし、大谷川之に會し、東南流、氏家阿久津に至り中川と爲る。以下南に降下し、平野の間を綫流し、河内(下野)結城と芳賀(下野)眞壁(常陸)との國郡界を爲し、本郷(大方郷)と中居指(手向郷)の間より結城郡の中央を突破し、北相馬郡へ入り、大木、板戸井に至り中利根へ入る。上游阿久津泛凡二十里、以下は舟楫を通じ、中利根泛凡二十五里。

(毛野河)

毛野川はその中游以下、河道の變遷頗大なり、大略古へ下野に在りて、此水脈を以て、河内と寒谷、芳賀との郡界と爲ししは、後世にて知るも見ゆるが如し、其以下、結城郡と新治郡、白壁郡を堺して、下總、常陸の兩國を分ちし者、延喜寶字二年、此水の流れ二郡の地に害通す、本郡小貝瀬の下に出づることし、大方郷より東へ折れ豐田郡と新治郡、筑波郡との境を爲し、今の小貝川と相合して南下し、末は再び東方へ屈曲し、相馬郡と河内、信太郡との界堺と爲り、香取海の流江へ入りたること、常陸風土記に據りて之を知る。

常陸風土記云、新治郡、今の眞壁郡西毛野河、云々、筑波郡、西毛野河、云々、信太郡(今の稻敷郡)西毛野河、云々、[illegible]河江　南毛野河、云々

(騰渡越)

而も中世には、已に毛野河は其河道を變じて、豐田郡大方郷と、手向郷の間を破壞して、子飼川(小貝川)と相分離したり。將門記、天慶七年八月、豐田郡下大方郷堺越渡と稱するは、當時大方郷の南堺にて、毛野河を渡航したる明徴とす。(堀越の地、今其名を聞かざるも、下大方郷とあるにより、鎌庭の邊たることを推斷すべし)下妻(新治郡)と手向の間の一蹊は、當時早く舊川と爲りぬ。而も中世の毛野河は、猶水海道の南に至り、東へ屈折し、子飼川を容れて、風土記時代の舊迹の如く、相馬と河内、信太との國郡界を爲せり。近世に至り、寛永年中、水海道、横曾根の南より、稍西南へ向け、相馬郡の郊原を鑿開して、新河道を造る、即今の鬼怒川是なり。此に至り、鬼怒小貝は全く各異の川流と爲り、古への國郡界には、此水脈の移動のために、頗る錯雜の弊狀を呈出したり。

按、下總古事考にて、新河の改修を、寛永中の事とすれど、新編常陸國誌には、正徳の比より、絹川と子飼川各別に利根へ入ることとなると述べ、正徳にはあらざるべし。

—◆◇◆—

豐田郡

明治二十九年、結城郡に併せらる、もと岡田郡の東、鬼怒川と小貝川に挾まるゝ狭邑にして、面積九方里。

豐田郡は和名抄、豐田太と註し、四郷に分つ、延喜式(民部)頭註に「延喜四年、改岡田郡、爲豐田郡」とあれば舊名岡田なりしを、豐田と改稱せられし者とす、拾芥抄に、延喜廿年、改豐田とあるは、四が廿に誤れるものみ)中世には豐田庄を以て一郡を稱べ、遂に郡號を失ひしが、德川幕府の初め、鬼怒川を相分ち、其西を岡田郡、東を豐田郡と爲し、古の一郡兩名の地、劃きて二郡各名のものに爲す、此新世分郡の年代は、慶長頃に、貞享三年と述ぶれど、正保圖説に之を分てるを見れば、寛永正保の比の分割ならん、寛政圖、豐田郡高三萬九千石。

大鏡長云、平將門を俗に相馬の將門と呼ぶも、謀叛の當時の將門は、豐田郡の住人なり、大須本將門記に「將門は東海道下總國豐田郡に住み」と書し、又同書、承

十五年十月廿二日の條に、將門本郷に歸る、廿六日の條に、[illegible]以て、本城に歸る、七年八月六日の條に、[illegible]下總國豐田郡[illegible]、常羽[illegible]、及び百姓の舍宅を[illegible]燒亡[illegible]、十七日の條に、[illegible]郡下[illegible]方[illegible]に軍を固めて、伴類を相待つと見え、遂に[illegible]に將門の[illegible]は[illegible]を失ひて留り、九月十日を以て、[illegible]に豐田郡に[illegible]、本をして[illegible]に歸す、とあるに符せらる、又日本紀略にも、下總國豐田郡の武夫等、平將門、[illegible]に[illegible]世[illegible]等と[illegible]及す、とあり、然らば將門の本營を、下總國豐田郡と定めるが至當にして、[illegible]の宿（今の石毛村近傍）[illegible]せらる

中世、豐田荘は常陸大掾の一族、之が地頭となり、豐田氏と稱し、鬼怒川東西を領知したり、元龜元年に至り、結城[illegible]多賀谷氏の[illegible]ふ所となり、豐田氏亡ぶ。地理志料云、東鑑、[illegible]二年條、下總國豐田荘、一名[illegible]荘、按[illegible]、常陸國[illegible]接[illegible]也、寶元四年條、左馬[illegible]頭入道昇蓮、與上野入道日阿、[illegible]論下總國[illegible]荘、田久安國[illegible]所職、[illegible]村存、日向[illegible]也、香取[illegible]宮用[illegible]、[illegible]有、[illegible]、[illegible]有、依倣枚舉。

（岡松）

手向郷

倭名抄、豐田郡手向郷。○今總上村、豐加美村、宗道村、[illegible]飼村等にあたる。大方郷の東にして、古へは毛野川其北より東を洄流して、常陸新治、眞壁、筑波の諸郡と相分ちしが、中世毛野川轉じて、本郷の內を下り、東辺は子飼川獨流る。手向の遺名は後世田久と爲り、他宗と爲り、又田下と爲り、今宗道村の大字に存す。（豐田[illegible]家、久安村の鹿島神領たりし由は、鹿島社[illegible]に、永德中の文書を引證せり、東鑑に、松岡莊田久安とあるは、田の下に下、若くは實を脫せる也）○萬葉集、手向、又詞書字、[illegible]字、手祭字、[illegible]、用手[illegible]字、凡[illegible]、[illegible]手奉之、故云、一説手向之言、旅[illegible]也、凡達道先[illegible]平安、倭名抄「[illegible]」[illegible]也、本[illegible]有[illegible]道[illegible]、其名義[illegible]、[illegible]事[illegible]日、手向方典、今[illegible]下[illegible]、[illegible]按[illegible]明、[illegible]、皆[illegible]之[illegible]、地理志料」

（宗伝）

中居指

今今[illegible]、小島、三本[illegible]、古[illegible]、袋[illegible]と相合て、[illegible]上村と改む、宗道村の北にして、其中居指は鬼怒川の東岸に居り、小島は下妻[illegible]街（常陸[illegible]郡）の南に接し、古[illegible]は更に其東にして、小貝川に近し、凡中居指より東、古[illegible]の小貝川までは、上古の毛野河の廢道にあたり、[illegible]一里半、當川の遺跡、歷々觀すべし、今絲繰川の名ありて、大寶沼の水之に注ぐ、

常陸郡鄉考に、[illegible]中の毛野川跡[illegible]は、今の絲繰川の事なるべし、長[illegible]毛野川より養蠶川へ通へば絲繰の名も故ありと[illegible]ぜるは、信け難し。絲繰の名義はさることながら、之を[illegible]中の[illegible]道と爲すは、[illegible]紀の原文に合はず、且文中に見ゆる、結城郡小[illegible]郷小島村と云ふた、絲繰川の邊なる小島に擬するは、地理に背く甚し。○小島は吉田[illegible]で[illegible]、[illegible]中の大寶沼[illegible]圖に、[illegible]見[illegible]小島[illegible]と[illegible]せられ、[illegible]の水の南下する樣も明かなり。

（小島）

糸繰川

又糸依川と云ふ、常陸郡鄉考云、糸繰とは、長川と子飼川の間を堀通せるなれば、名づけられしならん。○下總[illegible]云、糸[illegible]川、在常[illegible]界、即古毛野川故道、今僅存一[illegible]、[illegible]大寶[illegible]之[illegible]、入小貝川、今猶田[illegible]間、隱然見[illegible]、是其[illegible]、按、寶永中、[illegible]宗伊奈[illegible]督之、自下總結城郡[illegible]野[illegible]、割常陸西河內郡上村地、直達下總豐田郡川[illegible]、至[illegible]、三里許地、直入利根川、[illegible]中居指[illegible]代所、在小貝川支[illegible]、[illegible]墾小貝[illegible]有地、今[illegible]是也。

（糸依川）

古澤

今[illegible]上村の大字にて、小貝川の邊也。八州古戰錄云、永祿十三年、北條氏政大山（今の[illegible]の邊）に陣營を構へ、鬼怒川を[illegible]て、多賀谷[illegible]の[illegible]に[illegible]、下[illegible]て、[illegible]上[illegible]川[illegible]、[illegible]の鬼怒川の[illegible]に、[illegible]山[illegible]小[illegible]、[illegible]上下を渡り、南北より下妻の城、[illegible]も、北の方は[illegible]の[illegible]くして、[illegible]の[illegible]ある[illegible]攻[illegible]り、[illegible]に控へとすると見えて、[illegible]、小島と云ふ在所に[illegible]、其[illegible]、北條氏[illegible]、宗田の[illegible]、古[illegible]て、[illegible]方入[illegible]。

宗道

今宗道村と云ふ、田下、下[illegible]、[illegible]合せたり、鬼怒川に[illegible]み[illegible]へ[illegible]、下[illegible]、土浦へ七里、一[illegible]と[illegible]、結城郡の中央にあたるを以て、郡衙を置かる、豐田用水[illegible]に、下妻[illegible]、宗道驛の東に在り、以下[illegible]里、[illegible]、小見川へ入る、[illegible]あり。

（下田）

宗道神社

地理志料云、[illegible]明神、[illegible]田[illegible]、在[illegible]宗道村、日[illegible]明神、[illegible]田[illegible]、[illegible]神也、社傳日、[illegible]、宗[illegible]也云「[illegible]」[illegible]十[illegible]年、[illegible]小[illegible]、[illegible]、手向郷の條合考すべし。

下栗

今宗道村の大字とす○文明中、[illegible]、多賀谷家植の[illegible]を[illegible]四辺を[illegible]境を[illegible]かしむ、[illegible]田宮内の行田[illegible]、常[illegible]寺、下栗城を攻めて之を下し、豐田郡を[illegible]す、[illegible]、伊古立[illegible]、小河又五郎等來降る、[illegible]「多賀谷家[illegible]」

（伊古立）

加養

今原谷、柳原、[illegible]等と合せ、豐加美村と改む、宗道の東にして、小見川に近接す。

(附谷)土屋

陸　志云、源平盛衰記、一谷合戰の條に、常陸國の住人、泥屋四郎吉安、同五郎と云兄弟の者あり、平業盛を討たるものなり、平家物語異本に、土屋に作り、親鸞遺跡記を按するに、越後國眞淨寺の開祖は、常州の人土屋五郎重行、法名明慶と云ものなりと記せり、下總に附屋村あり、實は彼村の住人なるべし。

大園木（オホソノキ）

(鯨)

今鯨（クヂラ）村と相合せ、蠶飼村と改む、加養、附谷の南にして、小貝川に臨み、常陸筑波郡吉沼村に對す、宗道の東一里。

常陸郡郷考云、永享富有注文に、下妻庄吉澤とあるも、今豐田郡なり、其近村大園木も、伊達氏、筑波郡吉沼、大砂等と共に併領せるを見れば、是も當時下妻に隸せる地なるに似たり。

原（ハラ）

(若宮戸)

今若宮戸、小保川、羽子等と相合せ、玉村と改む、宗道の南にして、石下驛に至る間とす。原は原宿の名ありて、民戸路を挾みて、驛次に似たり。

若宮戸（ワカミヤト）の西南、鬼怒川の岸に、一字の樹丘あり、方百十八町許。○新編常陸國志補云、文明四年、多賀谷家植、行田宮内の行田城、常樂寺、下妻城を攻て、遂に之を下し、東外記、其子彌五郎を吉沼に擊ちて之を殺し、又豐田郡を蠶食す、諸豪風を望みて來降し、勢威大に振ひ、〔家譜、圓福寺記錄〕

石下（イシゲ）

(石毛)

今大房、東野原、原内等を合せ、石下村と云ふ。古書には石毛に作る、宗道の南一里餘、鬼怒川の岸に在りて、稍市巷の狀をなす、向石下は對岸なれど、今岡田村へ入る。

石下廣正寺は、曹洞宗、永正年中、石毛次郎政重の建立とぞ、其墓在り、寺領、近世三十石を有しき。〔古事考〕

○日本名勝志云、石下八幡宮は、豐田政幹平城の址にして、殘壘遺湟を存し、壘高さ六尺許に及ぶあり、南にして二の丸の遺蹟は、其東南に在り、今は既に耕地となり、堀間に一古井を存す、政幹の始めて此城を築きしより、子孫相襲て之に居りしが、元龜元年、第十九世四郎政高の時に至り、其臣飯富大膳、密に多賀谷政經に通して之を弑す、是に於て政經の叔父謙明代て此に居る、後天正十二年、其子經光反心あり、重經乃之を殺し、城遂に廢す、惟ふに本社は當時城中に鎭守として、拜祀せしものなるべし

東弘寺（トウコウジ）

(大房)

石下驛の南、大房（ダイバウ）に在り、關東二十四輩記に、石下大方村（ダイハウ）、東弘寺といふ是なり、文永年中、邑主豐田治親の子明善、親鸞聖人に隨從し、剃髮入道して、善性と云ひ、本寺を建つと、即二十四輩の一弟子とす。〔常陸古事考〕、甲子夜話云、石下東光寺の什物に、七難のそゝ毛と云物あり、其毛五色にして、長さ丈餘あり、何毛なることをしらず、俗に、往昔蜒婦の陰毛なりと云ふ、又南都興福寺に、光明皇后の御毛とて、長一丈餘なるあり、又吉野郡天之川辨天堂に、義經の妾靜が髮とて傳ふるは、長八尺許、是等も彼七難のそゝ毛の類か、博物志に載る所の海髮毛ならんか、何れも訝しき物也。○下總事蹟考云、大房村東弘寺、昔在常陸長小島地、後移越中牧野、又移今地云、所藏有豐田家遺器。

豐田（トヨダ）

(豐田城址)

今鎌方、向田（マガタ）なと倂せて、豐田村と云ふ、石下の東、大園木の南にして、小貝川の岸に縁れり。蓋古の豐田郷の本據にして、郡名改作の後は、豐田と云ひ、土豪を豐田氏と云へるは、即之に本づく、二流あり、其舘址は寺畔、八幡畔（石毛の二舘を傳ふ）

新編常陸國志云　平將軍貞盛は、姪維幹を子として、常陸國の田園を付與す、維幹留りて筑波郡多氣邑に居る、筑波郡、及南郡、北郡、吉田、行方、鹿島、小栗、下妻東條、眞壁、并下總國豐田等の地、大概其管する所なり、其三世孫重幹、四子あり、季子政幹、豐田の地を管して、下總國石毛舘に居る、依て石毛荒四郎と稱す、豐田氏の祖なり、豐田政幹は又赤頭（一作赤白）將軍と呼ばれ、國人祠りて神と爲す、其女は千葉常重に嫁し、常胤を生むこと、吾妻鏡に見ゆる如し。地理志料云、豐田城址、在本豐田村、寺畔地、臨養蠶川、將門記所謂、子飼渡、即此、傳云豐田四郎始築、子孫傳領、未詳其世系、有靈心寺、即豐田氏所建。○新編常陸國志補、多賀谷書云、元龜元年、豐田城を攻む、飯富大膳、其主四郎を弑し來降る、城陷る、政經其不臣を惡み之を殺す、豐田正家、向石毛城にあり、懼れて降を乞ふ。野史、多賀谷重經傳云、元龜中、豐田政親來り屬し、傳て治親に至り、叛て小田氏に屬す、重經柴を長峰寨に構へ、豐田城を攻む、氏治之を聞き、野中瀨入道鈍齋をして後援せしむ、金村寨、及下蠶飼川に戰ふ、重經利あらずして敗る、天正二年、土浦城陷り、小田氏滅す、重經兵二千を率ひ、出て鯨村に軍し、將に豐田城を攻めんとす、治親之を聞き驍兵百を率ゐ、蛇沼に邀へ戰ふ、重經復破る、五年治親死し、重經之を取る。

岡田郷（チヤダ）

和名抄、豐田郡岡田郷。○今豐田村、石下村、蠶飼村、玉村等にあたる歟、石下の對岸なる豐田村(岡土杉山の邊)も、郷内なりし歟。即手向、大方二郷の南にして、飯猪郷の北とす。彼の古郡名岡田と云へるも、之に據れるならんが、延喜中改號の後は、自然郷名をも豐田と改めりしと想はるれど、和名抄に、猪岡田郷と載するは、舊文に依用したるに過ぎじ、論者或は、和名抄に豐田郷なきは、脫失せしならんと云ふは、採り難し。岡田、豐田は一名一實のみ、近世の例を以て相分つべからず。

大葦原（オホアシヘラ）

(野原)

平氏相馬系圖に、將門の舍弟將平を大葦原四郎と稱したり、蓋豐田郡大葦原の住人なればならん。

凡石毛、豐川、以南水海道までは、最卑濕（ヤニ）の地にして、其田土多く近世の新墾に係り、之を野原と總名す。（こ地

輿地誌略云、古者、下都賀七郷、養蠶、利根之水所灌會、其土宜稻、多蘆葦、蒲葦茂生、故號曰大葦原、今稱野原焉、即其遺名、其後修水田、田疇漸闢、灌漑如意、泥淖變爲膏腴之壤、永利之不可不謀、其如斯。

三坂　今中妻と相合せ、三妻村と改む、石下の南にして、水海道の北、鬼怒川の東岸に縁れり、村落の長さ二里に亘る、古の飯猪郷の中なるべし。

上蛇　今富崎、川崎等と相合せ、五箇村と改む、三坂の東にして、小貝川に縁れり、其田土汙邪也。

上川一帶抱村流、盡日風紅兩岸秋、風物如今眞可賞、
棹歌穩送運租舟、　梅窻

上花　今中山、相野谷、新井木、大崎等と相合せ大生村と改稱す、川崎、中妻の南にて、水海道驛の東北に隣れり。此邊は鬼怒、小貝の兩河の相迫る處にして、田土卑濕、數條の排水路を通りて、耕畝を保持す、謂ゆる野原は大野なり、今大生に作るは、[illegible]

(木井借)

水海道　今水海道町と云ひ、鬼怒川沿岸の一名邑とす、人口七千。宗道の南四里、岩井へ三里、守谷へ二里半、谷田部へ二里。鬼怒川は、本驛の南三里にして、利根へ匯合す。

水海道は西岸の横曾根と相對し、地勢亦丘原を占め、鬼怒、小貝の二河を夾禮に帶ぶれど、稍高燥也。往時は二河此驛の南にて相合し、相馬郡の北隅を行して、東南へ流れしも、近世は形勢變し、二河各東西に分れ、水海道と守谷驛の間は、通航を資とす。(水海道の名義詳ならず、相馬日記に、此を以て古の大井津と爲し、水を御津と解きしも、海道の義を明にせず、垣處にあらずや、されば冷泉の在りける部落と釋くべき耳。

相馬日記云、今水海道と云ふは、昔平將門が僞內裏造りしなり、相馬郡大井の津を以て、京の大津に比べし由、將門記や今昔物語に見えたれば、此處が其跡なるべし、後世推移りて、豐田郡につきたり、云々。

豐田用水　絹川の分派にして、下館の西北、江連より導引し、下妻の砂沼に瀦澤し、更豐田郡の田圃に利す、末は水海道にて、小貝川へ歸す。下總舊事考云、按、自常陸國眞壁郡江連村分疏、小溝經佐沼、灌下總豐田郡、謂之江連用水、或曰、此溝舊自西河內郡嶋本分流、後鬼怒川逐年河身下低、故源分疏江連、然江連亦衝濁旱年、則不便灌漑云、長十里。

栗栖　今詳ならず、栗栖院、常羽御廐と云へり。將門記云、承平七年八月六日、前上總介良兼、追來於常陸下總兩國之堺、子飼之渡也(中略)燒彼介鎮撥下總國豐田郡栗栖院、常羽御廐、及百姓舍宅。(相馬系圖に平新王將門の弟將頼は御厨三郎と字し、其弟將平は大葦原四郎と字す、御厨は御廐と其文字相近し。其常羽と云ふも何地にや決め難し、訓トキハかツネハか詳ならず。再考、宗道と下妻の間に、栗山、下栗など云ふ地あり、栗栖に所因あり。

都賀郡

都賀郡　下野國南部の大郡にして、思川を以て主水系とし、其下游には平衍の地廣く、肥瘠相雜る、山谷は荒蕪を免れず。明治十二年、割きて上都賀、下都賀の二と爲す。

都賀は和名抄、十一郷一驛に分ち、國府の所在とす、其西南隅卑濕の地は、朱間牧たり。(萬葉集に、下野都賀郡、上丁中臣部足國、また光仁紀「寶龜六年、下野國言、都賀郡、有黑鼠數百許、食草木之根」などあり)中世以來、藤原秀鄉の裔孫、小山氏、大介職を世襲して府政を視、其氏族又所在の諸村庄田を占有したりし[illegible]、及ぶに及び、小山の[illegible]し、其小山庄は寒川、[illegible]の二郡に渉り、遂に郡界を混亂したり。近世は更に[illegible]の高根澤を併せ、日光山の山谷をも管內とし、[illegible]へ膨脹したり。而も高栗の一郷は、何の世よりか、河內郡へ移されしに似たり。貞享中、都賀郡高十九萬七千石、三百七十六村といへり。[illegible]議に「下野[illegible]郡、今里[illegible]」と見ず、都の下賀字を脫せるやの疑あり。されど、俗習、手爾波のガを略する例ありて、地名には多く之を省けり、雨谷にアマガヤの訓あるが如し。此に都郡も、都が郡と訓ましめん意なりと判知せらる。名義は、木名樛(ツガノキ)に出づるか。

(郡部)

下都賀郡　近年都賀の南方を分ちて下都賀郡と爲し、又寒川郡を併めて之に合せらる。今面積三十九方里、人口十九萬、三十六町村に分たれ、栃木町に治す、本州第一の大郡なり。本舊は地形の自然に從ひ、上都賀の西方[illegible]名子を下都賀の下に係け、而も下都賀現管の

絹村を結城郡へ、

桑村、石橋町を河內郡へ、

南犬飼を上都賀郡へ、

移したり。

小野寺　今小野寺村といふ、唐澤山と岩舟山、見石山の間なる小山谷を占め、安蘇郡堺に接したり。村中の水は南に流れて、三鴨名沼(へ入る)橡木の西三里、佐野の東北二里。小野寺とはもと大慈寺の字にして、中世在住の豪族あり、又小野寺を家號とし、其相傳の本領を小野寺保七村と唱へたり。

有下野國都賀郡之內、小野寺保七ヶ村、同國佐野庄之內小中郷、堀籠郷等、并足利庄之內河崎三ヶ村、同荘

野庄拾弐ヶ村等之事者、小野寺守藤禪師法師、自寛以來、重代相傳所領也、然者當代相續手次文書等事者、虎王丸江讓與處眞實也、以此之趣、御奉行所へ訴訟申、可遂還補候處也、爲向後讓文、讓之狀如件、

應永廿七年十一月廿日　藤原　通業（判

足利郡川崎村眞瀧坊所傳の文書、及び系圖に據れば、永祿、天正の頃の中務大輔景綱まで相續したるが、佐野もしくは足利（長尾）の隷屬に歸して、後亡ぶ。此なる一族分れて、出羽國仙北郡に占據したるは、何の世にや、未詳。

雖連々御佗言之筋目候、私領之地依無之令□、者只今境目候得共、大篭鄕任望候、此上猶以御稼、可爲肝要候、仍如件、

永祿四年十二月廿八日　但馬守景長（判）

小野寺中務大輔殿

守藤は又首藤に作り、下野權守瀧口資通を祖とす、（源義家に随仕す）資通の孫義寛は即山内俊通の舍弟にて、續類從本系圖に「野州足利庄、小野篁建立の寺あり、故に小野寺と號す」と注せらるゝ者是也、其子中務丞通綱は禪師太郎と字す。○河野氏下野國志云、小野寺城は守藤禪師義寛始て築く、保元元年丙子也、六條判官爲義に從ひ武功あり、其子通綱は、平家物語宇治川合戰、吾妻鏡小手差原合戰の條に見え、承久合戰に終に打死す、小野寺家の後裔は、應永の頃より出羽國仙北城へ移る、

（小野）

大慈寺址

謂ゆる小野寺の古蘭若是なり、近年廢滅に歸せりといふ。○圖誌云、小野寺村は本名小野鄕にて、大慈寺あるが故に、小野寺の名起る、寺記曰、開山行基菩薩、二祖道忠菩薩、三祖廣智菩薩、これを開山三菩薩といふと、今は天台宗にて、常陸國黑子千妙寺の末寺なり。○本朝高僧傳云、道忠、下野州人、及拜鑒眞、進具足戒、眞公稱忠、持戒第一焉、民以菩薩呼之。○元亨釋書、最澄傳、澄有願造六塔婆、置六千部經王、東州二所、中國二所、西州一所、東州經塔會、下野大慈寺、預塲者五萬人、○圓仁傳、姓壬生氏、野之下州都賀郡人也、昔崇神天皇第一皇子、豐城入彥、爲膺東藩、其次子留爲鄕人、仁其胤也、延曆十三年生焉、是日紫雲覆産屋、同郡大慈寺僧廣智、德行兼優、俗號菩薩者也、適見祥雲、怪問之、聞其産兒、心喜而不言其瑞、後智至家曰、兒長成必與我焉、仁少年志慕佛理、母遂附智焉、智將仁登叡嶽、與傳教、教在下野時、擇十人授灌頂、仁預數焉、慈覺大師是也。○國志云、廣智の事は、釋書圓仁傳の中に「大慈寺僧廣智、道德兼優、俗號菩薩者也」云々と見えたり、さればいみじき事も知られたり、然るに、同書の安惠傳の中には、河内國大縣郡小野大慈寺僧廣智と記したるは、全く誤れるにて、いと〳〵まぎらはしき事なりかし。

住林寺

今小野寺村に在す、○圖誌云、住林寺は時宗にて、一遍上人の開基なり、本願は小野寺左衞門尉秦綱（系圖秦通に作り通業の子なり）にて、祖父通綱の爲に建立する所也。○一遍上人繪傳云、弘安二年の冬、下野國小野寺と云所にて、俄に雨おびたゞしく降りければ、尼法師等袈裟ころもなどぬぐを見給ひて、

ふればぬれ濡るればかはく袖の上を雨とていとふ人ぞはかなき。

村檜神社

今小野寺八幡宮を、式內都賀郡村檜神なりと說くものあり、（神祇志料・信否知れず、（上都賀郡の村井な合考）

圖誌云、小野寺八幡宮は、公高き山の半腹にて、相殿に熊野權現、山王權現を祀る、相傳ふ、藤原秀鄕朝臣、佐野唐澤山に居城を築し時、當地は鬼門に當りて、一里許にあれば、城中鎭護のために、建立せられし所とぞ、或は式內村檜神社なりと唱れど、それと覺しき證據はなし。

古河志に、小野寺村の山伏（修驗師）常德院に、寬政中に發見したりと稱する、元康君（家康）の文書二通あることを載す。近時の諸書、往々此元康文書を援引し、ゝと僞造假托に出でし物なれば、識者は採らず。

上岡

今下岡と共に、小野寺村の大字なれど、南に離れたる部落なり。

小山文書、觀應元年秀親讓狀、下野國阿曾郡、阿曾沼鄕地頭職事、同國佐野庄內、上大賀、下大賀鄕、富地鄕、韮河等地頭職事、云々、

かくの如く佐野庄內、上大賀、下大賀とあるは、もしくは此上岡、下岡の本名にや、猶考ふへし。

古江

今小野寺村の管內なれど、更に上岡、下岡の南に在り。○國誌云、古江村の時平明神は、左大臣藤原時平公を祭るとぞ、いと珍らしけれど、いかなる由緣にや覺束なし、さて當村には梅を禁め、模樣にだに附けず、梅は菅右丞相のめでたまひしものとて、さばかり憎むもをかし。

岩舟山

小野寺村の東南に斗出する山脉の一峰にして太平山と相並び、下都賀郡の平野を下瞰す。今山下の下津原、鷲巣、畳岡等を合せ、岩舟村と稱す、兩毛鐵道の停車塲あり。

岩舟は其山石の形似を以て名つく、一山皆石、石は伐りて材用と爲さる。山上に地藏堂あり、高勝寺と號す。寺說に、寶龜九年、僧明願開基と云ひ、天台宗に屬す。○南郭集云、歷涉大中寺、至巖舟山下、路當自東面嶺上、時已將黑、小雨未歇、令前行者多乘火炬進、攀巖石徑、照暸拾靈爽而陟、前者呼後者呼、峻不可言、都行仄行、連行紓行、有蹤者、有跳者、有匍匐者、有超乘者、映火視之、無經虎蹲、眞人盡爲異物狀、余亦下轎杖節、躋躡而上、幸不甚高、盡數百步、劣得到頂、不覺相看、哄然大

集、由[illegible]、[illegible]人、有[illegible]、[illegible]門[illegible]、[illegible]、[illegible]乃備、[illegible]、有[illegible]、[illegible]山上、[illegible]、[illegible]名[illegible]、[illegible]觀之、[illegible]、山中[illegible]、[illegible]、[illegible]原之[illegible]、終不能得[illegible]、乃合[illegible]去、大抵山中皆峻巖、所謂石山戴土者也、[illegible]採山、奇[illegible]、○[illegible]道云、岩舟山に至りて、東の鷲巣の里といふへ下り、白岩、富田より河つらといふに到れば川あり。」（國志云、岩舟山は寶龜年中、伯耆國の弘誓坊明願と云ふ僧、靈夢のこと有て、當山に來り、生身の地藏菩薩を拜すとあり、地藏靈驗記にもみえたり、また烏丸光廣卿の日光山紀行に「岩船の地藏薩埵、左方にたゝせ給ふ、隱れなき靈所にて有ける」云々とみえたり、是は當山の[illegible]、地主權現の祠あるを、近郷の俗は孫太郎天狗と唱へて、昔は折ふし神かくしと云ふ事のありしといへばなるべし、近世まで眞言宗なりしを、故有て天台宗となれり、鎭守を岩船明神と號せり、さて當山は都賀の端山にて、松など生ひ茂り風景よし、春秋の彼岸には遠近の老若まうで來て賑々し。

（鷲巣）

三鴨郷

和名抄、都賀郡三島郷、驛家郷。○今岩舟村、小野寺村、静和村等にあたる。原書、三島は鴨字を誤れるなり、延喜式、三鴨驛ありて、足利の次なれば、此を經て下野國府に達せしこと明なり、岩舟村の南に三鴨山あり。

按、今三鴨山は、岩舟驛（驛）の南一里なるが、[illegible]の邊まで及ぼしし歟。國邑志稿に「三鴨と驛家は、舊一郷なりしを、割きて二郷とせられしなり、下野國志に一郷とするは非なり」と云はる、猶考ふべし。

下津原

今静、鷲巣等と相合せ、岩舟村と改む、岩舟山の南麓とす、延喜の三鴨驛にあたる、静は茂呂宿といへる里にして、岩舟停車場有り。

（茂呂）

按、此地方に茂呂氏ある事は、下なる下宮の文書に合せすべし。又釋書に、圓仁の家系は豐城入彦命に出づと云ひ、國史、姓氏錄に合考すれば、謂ゆる毛野公にして、實は御諸別命（豐城入彦の孫）を遠祖とす、然らば、此地名の茂呂といふも、御諸別の名代にあらずや、圓仁の此地に出でしは、最思索すべき所と爲す。

國志云、八雲御抄に「三香保崎は慈覺大師誕生の地」とありて、今下津原に産湯の舊跡あり、（大慈寺を合考せよ）盥窪といふ。（元和中烏丸光廣、日光山紀行云、館林なる御中宿りにて、佐野に着かせ給ふ、佐野を一里ばかり行きて、盥窪と云ふ所あり、慈覺大師生湯浴みたまふ故とかや、岩船の地藏薩埵、左に立たせ給ふ、隱れなき靈所にぞありけり。

（盥窪）

三代實錄、貞觀六年正月、延曆寺座主、傳燈大法師位圓仁卒、圓仁、姓壬生氏、下野國都賀郡人也、當產時、有紫雲、見其家上、[illegible]見家人、于時有僧、名曰廣智、國人號廣智菩薩、廣智觀望紫氣、乃知起於壬生氏家、甚以奇之、秘而不言、語其父母、善能愛養、久而圓仁喪父、隨母合長、年甫九歲、付託廣智菩薩、圓仁綺歯寄依、風貌溫雅、其兒以外典教之、然猶心慕佛道、[illegible]藏、[illegible]觀世音經、心甚歡喜、遂抛俗書、受學經論、俄而通涉諸部、[illegible]大旨。

和泉

今三和、静戶、曲島、五十畑と相合せ、静和村と改む。下津原の東なる平野に居り、舊例幣使路は西、下津原より、和泉に至り北に屈し、富田標木に向へり。（國志云、近時或人は、茂呂驛の邊りなる中の島、曲の島、鯉が島、大河島、荻島、高島、幸島、島田等の八ヶ村をさして、茂呂の八島なりなどいへるは、附會の說にて、論にもたらず。

（曲島）

静戶

今静和村と改む、一説、静戶を以て古史に見ゆる下毛野静戶公の出處と爲せど、疑惑あり。國志云、續紀、[illegible]三年、陸奥國信夫郡人、吉彌侯[illegible]、下毛野静戶公[illegible]戶出、[illegible]人、吉彌侯[illegible]七人、下毛野[illegible]と云ふ姓を賜しことみえ、[illegible]、静戶出は静戶公を誤れるなるべしといへり、奥州安達郡に静戶郷あり、安達と信夫とは隣べる郡なり。

三鴨山

今岩舟驛の南一里、平原に突起せる小丘にして、俗に大田和山と呼ぶ、盧名沼其西に有り。（一書に、岩舟山を以、三鴨山と爲せり）近時、大田、大田和、沼尻、大谷田等を合はせ、三鴨村と號するは、此丘に取れるなり。

之母都家野美可母乃山のこならのす（木楢なす）まぐはしころはたかけかもたむ（萬葉集、下野國歌）

石ふすま安蘇のかはらにせきくれて三香保の崎にけふやとふらむ、新千載集　蓮生法師

（美香保崎）

國志云、ミカホも三鴨の訛にて、三鴨山の崎を云ふ、八雲御抄に、三香保崎は慈覺大師誕生の地とありて、今下津原の盥窪に其産湯の舊跡あり、此山の北より西に、關川（關川は營窺武鑑にも見えたり）と云ふ流あり、末は鯉名沼に入り、沼尻は更に安蘇川に落つ、三香保關とて歌枕に其詠あり、按に三鴨山は萬葉に見え、按に三鴨とは元來[illegible]なり、延喜内藏寮式に、[illegible]下枚、下野國所進」とあり、當國は古へ好毛席を織て上げし也、和名抄に、[illegible]は「賀毛」[illegible]毛席[illegible]」とあり、[illegible]とも通し、何も[illegible]とす、今は三鴨に作る、三鴨驛と云ふも此なり、山頂まで七八町許の登りにて、東北面は下津原、西面は西浦、（鯉名沼）南面は太田和村なり、三村の入會地なり。○和名抄箋注云、賀毛、又見[illegible]、[illegible]、於利加毛、[illegible]、毛、[illegible]席名也、[illegible]也、毛[illegible]也、今俗[illegible]、即是。

（關川）

（三鴨山）

義は和名抄、爾古介と訓み、細弱毛也と解きたり、後漢書烏桓鮮卑傳注に、鳥之毳細者爲毛といへり。

太田和（オホタワ） 今三鴨村と改む、岩舟と藤岡の中間とす。佐野老談記に、大田和山より藤岡へ攻め寄する事を錄し、鎌倉九代後記、天正十三年、北條氏直、藤岡へ出陣、佐竹義重は皆川の後援として、大田和に至る由見ゆ。

沼尻（ヌマシリ） 今三鴨村太田和の西、越名沼の渡瀬川に會する邊を指す。

（前略）謙信事者、廿日多田木山へ相着、一日休人馬、佐野、藤岡之間、沼尻へ、廿二相着、今日秀綱、皆中相招、令相談、明日者小山へ押下候、（中略）

霜月廿四日申刻　　謙　信　判

佐竹次郎殿、古簡雜纂、

古戰錄には、謙信の小山陣を、永祿四年の事とす、又一古簡に據れば、天正二年十一月かと疑はる、此なる霜月といふに合へ、宇都宮興廢記云、天正十二年四月、北條氏直、佐野表越名の沼尻と云所まで出來る、是に依て、宇都宮衆一千餘騎を引率して出張す、加勢として佐竹常陸介義重、同舎弟東中務大輔義久、五百餘騎にて出陣、五月七日、是を軍の始として、双方入亂れ合戰す、同六月上旬、宇都宮國綱出陣す、同七月下旬まで凡百十日の對陣にて、雌雄決せず、終に南方勢引退、云々。

永慶軍記に、沼尻を沼田に作る、野史之に據る、○新常陸誌補云、天正十二年二月、氏直宇都宮氏を攻め、火を放て外郭を燒く、〔當代記渡邊氏文書〕國綱急を告ぐ、義重、常陸、下野の兵一萬騎を發し、自ら將として沼田に陣す、結城、下妻、宇都宮、會津等兵皆來り會し、始に戰ふ、互に勝敗あり、〔奥羽永慶軍記〕七月、義重氏直と相持すること一月、後退進に便ならず、義久氏照に就て和を議し、各兵を收めて歸る。〔皆川廣照書、小田原記、當代記、[illegible]、[illegible]〕

赤麻（アカマ） 今赤麻村と云ふ、和泉の南、大田和の東にして、赤間沼の北邊とす、部屋の西一里。○人類學雜誌云、赤麻村、北坪の民家の邊に古塚あり、其石壁に一種異樣の文字一を刻せり、此石室は寛文の比に發掘し、當時塚中より出しもの、金環、勾玉、管玉、武器、刀劍の折片等、其民家に所藏せり。

南譲氏追遠錄云、觀赤麻沼、途過畔圃、導者指示曰、此舊上高野、後爲下高野、高野訓加宇耶、相傳、昔時國府址也、地勢高爽、宜居處之、余謂、國字訓加宇耶、蓋古者唱之曰、武以國字書之、遂以高野字填之、字雖異、訓則同、後因字讀訓、爲加宇野耳、地係下都賀郡、和名抄曰、下野國府、在都賀郡、可以爲證、國分寺址、亦在其西南云。○今按、赤麻村に高野の地名ありとて、之を國府址とするは臆斷甚し、國分寺も此地に非ず、高野は荒野の義のみ。

朱間（アカマ） 延喜式、下野國朱門馬牧といふ見ゆ、朱門の地後世聞かず。下野國誌には、朱間にて、即赤麻村の邊なりけんと云へり。地勢を觀るに、野廣く水圍み、牧場たりし樣子想ひ合さる。又小山文書に（某年月、嫡子所領目錄）中泉庄加納、牧野、榎本などあれば、此近地、中泉、榎本より推して、此邊を牧野と稱へしやの疑あり、又和名抄の郡郷を尋ぬるに、赤間沼の北西南三方は、郷里の所屬を知らず、されば古の朱間牧は、今の赤麻、三鴨、藤岡、谷中の四村に渉り、南毛武藏の中間たりしと明知すべし。

大前神社（オホサキ） 大崎は今赤麻村へ合せ、大字に呼ぶ、延喜式、都賀郡大前神社は此なり、下野國誌に「大崎村の明神は、村はづれの畑中の森に立てり、別當は延命院、當國都賀郡大前神社なりとて、本地佛は大黒天といはふ」と述ぶ。

（大崎）

富田（トンダ） 今山田村と相合せ、富田村と改む、岩井山の東にして、榛木の西南一里半、舊例幣使路の小驛なり。此地は古郷の所屬を詳にせねど、小山文書、嫡子所領目錄に「中泉庄加納、牧野、榎本、山田、富田」とあれば中泉の庄内たるべく、恐らくは高家郷内の舊域にや。富田大中寺は山田に存す、戰國の際に四近皆川氏の有に歸し富田郷と稱せり。國誌云、富田に如意輪寺あり、皆川の一族、富田駿河守忠宗の建立する所なり、又長沼系圖に、長沼駿河守宗干の二男、十郎重晴は、都賀郡富田に住すと云ひ、館林盛衰記、藤岡城主富田又十郎とあるも、此後裔なるべし。○續奥細道云、岩舟山に登りて、東の麓鷲の巣といふへ下る、白岩、富田、是は古城の跡なり、いつの比まで城主のありしや、今に土居堀など、其儘殘りてあり、杜氏が「遺構絶壁の下、陰房鬼火靑し」と作りしも、かくの有樣にやと打詠めて、

麥畑や誰が手枕の闇の躑、

河つら川といふに到れば、歩行渡なり、我も脚半取て渡る。〔按、川連川とは永野川をいふ、城址は民家の北西にて、義道之を貫通す、皆川系圖、宮内少輔宗成、大永三年戰死、其弟成忠は富田左衛門尉と稱し、其子は駿河守忠宗なり〕

山田（ヤマダ） 今富田宿と合せ、富田村と改む、宿の北半里、晃石（クワウセキ）山の麓とす。

晃石山とは大平山の西峰にして、標高四百二十米突、古河、小山、壬生等の望標と爲る。

山田は、小山文書に中泉庄加納の中として擧げられたれど、後皆川氏の領有に歸し、富田庄といへり、〔又之よりさき、吾妻鏡に、中泉庄山田と見ゆる由は、中泉の條に其說あり〕山田の西の山腹に觀音堂あり、清水寺と稱へ晃石山の直下なり。

（晃石山）

大中寺（ダイチュウ） 山田の東方の谷間にして、大平山の南に在り、曹

洞宗の名刹なるが、近世は江戸總寧寺、總錄所三寺の一に數へられ、愈著れたり。
曹洞三宗之寺院、修行之事、自他之執其才徳、而令住職、古來之式傳也、然頃年不達本寺、任自己之了簡、或號本寺等、實雖令住職、間有之、法式紊亂、宗風衰廢、不可有之也、若有寺後任之儀者、直訴于奉行所、總寧寺、青蓮寺、龍穏寺者、諸於關東三箇寺、從三箇寺告來於奉行所事、舊例也、自餘之寺者、達於本寺、可受其指揮、有門徒寺、龍穏寺、大中寺訴出、如所裁斷事、永可守此旨者也、
寛永七庚寅年十二月十八日(已上中蓮寺)
圖誌云、富田大中寺は山田村に在り、曹洞宗の僧錄にて、關東三寺の本基なり、圭田百石、大平山と號す、緣起曰富田在山田村大中寺者、永平十一世、快庵妙慶禪師、開法禪宇也、初快庵弟子正悦、雲遊關東、過大平山、日觀山頂紫雲屯、乃日尋乎此山、遂問有僧瑞世道場乎、於是結草菴止數月、時小山城主判官重長、(一本注云、法名大中存公、)招名僧、築寺、悦公乞丁其選、往請此山尊瑞、實喚吾師道法、重長欽喜、遂創當山、請快庵禪師、爲第一祖、紹時首祖徳元已酉也、快庵者寺五年、明應三癸丑年示寂、席識於瑞芝正悦和尚也、由兆大中者、以山長位別峰有大平權現祠。○今按、類從本小山系圖には、成長(即重長)の法名を令賢孝尹とし、其祖父持政の法名を大中孝光とす、疑ふべし。○管窺武鑑云、元龜元年の春、上杉謙信、佐野、唐澤の時、北條氏康、富田の大中寺を本陣にて被出向、謙信の本陣大徳寺へ、北條一家の各宗きまで召連、皆川道堂より、關川を越て使者、一國を使中す使。○關八州古戰錄云、前管領謙信、上州厩橋に在て、北條氏康、武田晴信、長尾輝虎、鼎の如くに干戈を擾て、關東の地を爭ひ、蝸蠻觸の爭ひをなすに害し、然るに、永祿十一年戊辰の夏、氏康、富田の大中寺の長老、虎溪和尚を、湯本の早雲寺へ招て、存念の旨を相談せられ、先以て皆川の信濃守、佐野の小太郎宗綱に秘計して、其繕べき旨、云含められければ、虎溪和尚甲斐／＼しくも承諾して、皆川、棧木に往返し、東上野上沼積の金剛院使者として、越府に赴く、同年九月上旬、富田大中寺に於て、氏康父子、輝虎對面あり、兩家和睦して退散なり。(北越軍記にも、大中寺に、謙信、氏康對面の事を載せ、元龜元年の事とす)

赤間沼（アカマ）

下都賀郡南偏の汙澤にして、渡瀬川と思川の間に挾まり、東西一里、南北三十町許、西岸には藤岡町あり。
赤間沼は東西の二區に分れ、其西區は水猶深くして、蘆葦叢生す。蓋巴波(ウヅマ)川の水は、往時專此沼澤に注ぎ、其漂堆の泥沙は、專沼の東區に淤し、因りて近世東岸に墾田を起し、巴波川を沼池に別ちて南下せしめ、以て今日の形狀を成せる者とす。されど沼尻の須戸(スト)川は、今も巴波川に入り、更に思川に歸す、沼池の水面は大約標高十四米突。

藤岡（フヂヲカ）

今藤岡町といひ、岩舟驛の南二里、赤間沼と渡瀬川を分界する丘背の上に居る、人口四千。東南古河へ二里半、東北欅木へ四里半、利根上下の航運あり、每日汽艇の定期發着を爲す。
追遠隨筆云、赤麻沼、古麻作間、方一里、不甚深、多産鯉鮒及菱、採菱舟點々相連、頗有畫致、傲舟南渡、抵藤岡驛、々東南數町有小祠、老杉森立、土人稱孔子神、或稱其中神、若其音相似歟、祠中祠則在其北、余問祠、是何名號、孫吉之圖耶、舊在此地、後移今地也、是及孔子神、呼々可謂。
鎌倉九代後記に、天正十二年、北條氏直、藤岡に出陣、皆川山城守を擊たんとて、佐竹勢と對陣したる山を載せたり、猶ふに、藤岡には城址などの有りしにや、當時爸謹記に、藤岡之城主佐渡守、棧木之城主大隅守、有爾人は佐野宗綱公と同じく、大戶の城主佐竹義宣公の幕棧木也しが、心替りして、兩人小田原氏直公に屬せしとなる也、宗綱公此義御立腹にて、兩城を攻め玉ふ、しかるに、棧木城主大隅守と云、慶長中の末冬、大隅守出羽を誤り傳ふるにて、佐渡守とはやがて出羽の事、を謙れるに似たり、猶考ふべし。○元文三年、横奥細道云、宗橋の川を越て、古河の宿に夢見、岩船山見ゆ、したた宮といふへ懸り、高すれ、したいぶせ、篠山などいふ所を通る、佐野川左に流れ、堤つゞきたる道なり、藤岡といふ里に出づ、此所菅笠をつくり營みとす、夏近き旅朋かなり、
菅笠の瀧りや民の夏支度、　北華

下宮（シモミヤ）

今内野、惡下野と相合せ、谷中(ヤナカ)村と改む。赤間沼の南にして、巴波川、思川、渡瀬川の三合、其三傍を圍み、最卑低の地なり。(大半は沼澤に歸す)民居は皆纍封を築きて其上に架し、各讓依樣の泥濘に備ふ。藤岡、古河兩驛市の通路は、下宮を經由す。
一說、下宮の鎮守八幡を、式內寒川郡胸形神社なるんといへり、されど此沼澤緣邊の低野は、昔の寒川郡に屬し、都賀郡の域內かと疑はれ、且胸形神は別に寒川村にも之を傳ふれば、下宮は取り難きに似たり。又此地に谷中(ヤナカ)の郡名ありしを、近年村名に轉ずれど、ヤナカとよみあへたり。○古河志云、谷中(ヤナカ)郡下宮(シモミヤ)村の鎮守は雷宗なり、面宇を茂呂と云ひ、古河御所の時より、由緒ありて、昔紫地一町三反を賜り、舟を渡すを職とす、此渡舟は實肩、新道、其に部賀郡十六村におほせて役遣し、いまへ其の勞なし、又祝物とて、樽肴とのへ、村々より渡守へ贈る例ありて、今も昔に同じといへり。
野木川地之事、任中茂呂但馬守、預之者也、藤岡寺土

(中谷)

廻、仍而如件、
（印） 酉年五月十一日　若狭守」

惣渡、船役之儀、任言中上付而、申預置者也、年屋敷一預者也、仍如件、

酉年八月廿八日　（花押）

茂呂但馬守とのへ

舟津屋敷之儀、此度兵庫え居替事、以評定落着候、是廻者、模様者、此比之仕置之外、不可有之、少々相違付而者、其方可為私曲候、能々令分別、無相違義、肝要候、仍如件、

十月廿四日　（花押）

茂呂雅樂助殿」

恵下野

今谷中村の大字とす、下宮の東北にして、思川の西岸に縁り、野木驛の西にあたる。東鑑、野木の登々呂木原合戰の時、池三郎と云ふ人あり、もしくは此地名に非ずや。

寒川郡

明治二十二年廢して、下都賀郡へ併す、本郡は初め都賀の東南、[illegible]、其域下總に接せしが、後世境域縮少し、全く都賀郡の中に併存せられ、僅に其名を遺せり。故に、近世八千石の檢地高を數へし寒川郡は、今の寒川、生井二村にあたるのみ。寒川は和名抄、佐無加波と注し、三郷に分てり。後世郡界變遷し、眞木、努宜の二郷は小山庄へ入り、遂に都賀郡に歸し、池邊郷中の部屋も、中泉庄の加納と爲れるや、同く都賀郡へ入り、寒川の御厨、及び瀬戸の地のみ、故郡名を保てり。又北界、都賀郡生駒郷の少地を、本郡に籠絡したることあり。

神鳳抄、下野國寒河御厨、二宮上分、同、（今按、簗田御厨に同じといふなり）百八十丁、（今按、田數なり）御幣紙三百六十帖、建暦三年被下院廳御下文、爲一向神領。（小山文書、嫡子所領目録の中に、寒河御厨を收む、彼家にて管掌したりなり）

地理志料、按、讃岐有寒川郡、相模有寒川郷、伊呂波字類抄、拾芥抄、東鑑、皆川河字、郡有寒川、發都賀郡漂芋原、至此會于利根川、蓋取此水也、萬葉集、寒川郡上丁、川上巨老。

池邊郷

和名抄、寒川郡池邊郷。今詳ならず、其名義より推して、赤間沼の縁邊にやと疑はるゝにあらずや、即部屋村、寒川村、生井村にあたる歟。

國邑志稿に、池邊の郷名は、河内郡にもありて、宇都宮の地をいへり、寒川郡の池邊郷は、其地知られども、共に是れ姓氏錄に出でし者にて、姓氏錄、池邊直、坂上大宿禰同祖、阿智王之後也とあるに合考すべき歟、云々。

部屋

今部屋村と云ひ、中根、富吉、新宿、新波等を合す。赤間沼の東にして、巴波川に臨める村落とす。栃木、古河の間の直路にあたり、栃木へ三里半、古河へ二里半。

（部屋子）

部屋は、往時部屋子と稱へしならん、或は戸矢子に作り、古書に多く見ゆ、佐野、岡谷系圖に、足利大夫成行の孫、有綱は戸矢子七郎と稱へたり、其子を佐野基綱、同[illegible]綱等とす。源平盛衰記卷二に、戸屋子七郎、伊藤本作戸屋子、如白本作部矢古、八坂本作部屋子、印本源倉本佐野本作邊屋子、一本佐野本、七郎作四郎）太郎、長門本、太郎上有其子字、徐本無太郎字）とあれば、足利も戸矢子太郎と呼ばれたり。

（戸矢子）

主殿寮領（下生文書史料所引）

近江國押立保　因幡國々安今島保
下野國戸矢子、窪田保　紀伊國六十谷加納
安藝國入江保　壹岐島志原保
加賀國橋島保　伊賀國薦生保
長門國河内□光保

有所々、如元知行、不可有相違者、院宣如此、仍執達如件、

建武三年十二月廿七日　參議（花押）

古河志に、鍋山村、戸矢子氏の城址ありと云へるは疑ふべし、下生文書の窪田保とあるは、戸矢子の屬地名か。

富吉

今部屋村の大字なるが、其西にして、赤麻村へ近接す。富吉に近世石塚氏てふ富豪ありしこと、許我志、古河志等に見えたり。

同諸子、遊下毛州富吉、有冢氏家、行樂數日、賦贈主人國詞三首、（原五首）　南郭

近縣淳豐興、偶來留此郷、主人多俠性、吾輩任清狂、
萬頃臨波濶、千章列樹長、所求幽意足、都會杳相忘。
伸長論樂志、平子賦歸田、閑菜香柑熟、河魚玉膾鮮、
訣來三日醉、談罷五更眠、家釀千餘石、坐疑封酒泉。
豐稔田家樂、淳風別有情、隣莊秋獲後、巷曲夜春聲、
日出犬鷄散、天開草木清、只慚武陵客、行徒野翁驚。

其下游には古名寒川といへり、巴波川之に合流するを以て、或は巴波川を以て之を呼ぶ。

永野川

水源は鍋山、出流川の奥なる永野の山中に發し、東南下し、凡十里にして、太平山の東麓に至り、平流に就き、南に進み、寒川村に至り、巴波川を合せ、赤間沼と思川の中間を行き、生井村の南に達し、赤間沼の沼尻と共に思川へ入る。太平山の下より以南、小舟の上下するあり、航路四里許。

新波

今部屋村の大字なれど、永野川の東縁に在り、思川、渡瀬川、利根川への航路自由なり。

寒川

今寒川村と云ひ、中里、鏡、迫間田、押切等をも合せり。部屋の東北に隣り、永野川の東岸に在り。永野川は寒川村の北中里にて、巴波川と相合ひ、寒川の名もやがて此水名に起れる也。國誌に「寒川は標茅原よ

日光山出で、出流澤の流れ、永野川と落合ふ、あるが中に此川は寒水なる故に、寒川の名を負ひ、郡名にもなりしなり、俗には巴波川ともいふ、そは本川上をいへるを、今はなべてをもしか呼ぶなり。云々。小山系圖に、朝光の子、四郎時光は、寒川を家號とす。今此村の觀樹寺、眞言宗は、四郎左衛門尉時光の建立とつたふ。吾妻鏡に文治三年、源頼朝は、朝光の母八田氏、頼朝の乳母にて、後に寒川尼といふ。に、寒河郡、並びに網戸郷を給はる事見え、寒河郡とは、やがて後に神封と爲り、御厨と稱へしならん。朝光の子の寒川、網戸の二家を起すは、此日の地頭職を傳ふるものと知られたり。

中里（ナカサト）　今寒川村の大字とす、中里の東、境の南なる水田中に、所々古墳状の隆起ありて、其一は瓢形を成す

胸形神社（ムナカタ）　今寒川村の堤上に在り、古河志に、網戸にも下宮にも、式内胸形神の舊址を主張すといへり。國誌云、寒川村の、寒川の流れの東岸に、式内胸形神社あり、別當醫王寺、眞言宗なり。

生井（ナマイ）　今生井村と云ひ、白鳥、生良、楢木等を合す、部屋の東南に隣り、永野川と思川の中間とす、其西方は赤間沼の蘆田也、

（木倫）

楢木は天文二十三年、野田文書に、奈良木郷といひ、古邑なりと、地理志料に赤波の東に接し、思川の西岸とす。

網戸（アミド）　今生井村の大字なれど、部屋、寒川の東にて、思川の西岸に屬す。即間々田驛の西半里、或は阿志土に作る

（土志岡）

小田系圖、寒川時光の舍兄を網戸十郎朝村といふ、網は網の誤にて、或は納に誤るもあり。吾妻鏡に、網戸郷を寒川尼（即朝村の母）に給はることと見え、今も網戸稱念寺とて、遊行道場あるが、そこに朝村に墓あり。

下　下野國寒河郡、並阿志土郷、

可早以小山七郎朝光爲地頭職事、

右件所、早以朝光之可令執行地頭職、住人宜承知、勿違失、以下

文治三年十二月一日（史料所引頼朝御判）

思川（オモヒ）　都賀郡の上八幡にして、二源あり、一は粕尾川、一は大蘆川と云ひ、二水上都賀郡清洲村にて相合ひ、小倉川と爲り、惣社（下都賀郡）の東に於て黒川を容れ、以下黒思川と稱す。半爽を南微西に流るること七里、下宮（谷中村）と古河町の間に至り、渡瀬川に注ぐ。巴波川は左岸より、永野川、巴波川は右岸より思川に入る。三拜河岸（巴波川の合流處）以下舟楫の利ありと雖、曲折多くして、水路委蛇として行く。

努宜郷（ヌ）　和名抄、寒川郡努宜郷。今野木村即是なり、思川の東にして、猿島郡絲戸郷に隣接す、野木、又能毛に作る、

（毛能）

六代勝事記云、爰に藩氏三郎先生（志太義廣）野心をさしはさむによりて、頼朝は舍弟、蒲の冠者、八田四郎武者（知家）、後築後守　小山四郎（朝政）、今延尉等をして、下野國能毛の宮の原に征戰せしむるに、春天暴風東南より起りて、焼野の灰塵を吹立て、玄霜の戰雲西北より至るも、人馬歸路を失へる故に、僅に千騎の勢を以ちて數萬の兵を亡ぼしつ、是れ偏に天の力を與ふる也。○保暦間記云、治承五年（養和元年）二月廿三日、頼朝が伯父三郎先生義憲、數多の軍兵を率て謀反を發す、頼朝舍弟冠者範頼を大將として、下野國野毛の宮にして合戰致す、義憲早穫討れけり、

村岡氏云、伊勢有沼木郷、出雲有野城郷、陸奧有遍城郷、是格木郷之遍、倭名部「芒、禾穂芒也、和名乃岐」、今俗日乃解」、又龍魚部「鯁、魚刺在喉也、和名乃岐」、俗呼登解、姑附備考、神護景雲元年紀、有大學少允濃宜公水通、未審相沙否。

野木（ノギ）　今野木村と云ひ、野渡、中谷、川田、友沼等を合併す、奥州路の一驛にして、野木宿と云ひ、古河の北一里（古河より横木に至る路は、野木宿と中谷、中里に向ひて分る）驛の東方は曠野なれど、西方は沼澤低く、思川に連なる。

古河志云、野木宿は南を本野木、北を新野木といひ、都て七町程の町家なり、古城跡は驛路の西なり、其家譜傳の正田豊嘉實が系圖に、堀川院御宇寛治の子某貫を、藤左衛門大夫、住上總國野木、貞永元年卒、その子野木五郎時基、其子を押垂十郎實基とす、今按、野木、押垂は比企郡にて、此なる野木にあらず

野木神社（ノギ）　野木驛の西南にして、大野の内に鎮座す、古河志云、野木明神は、式外なれど、俗に寒川郡の大宮、惣社といへり、神主の説に、下毛野□□、野毛の明神は菟道稚郎子尊の靈なり　など唱きぬ、詳我志にはい高畔鶴六郎義昭の靈なり、何の由何の故にや、義昭、曽□□の六所明神と戰ひ、永を渡り此に來り死し、其靈は六人の勇士なるが、尊□に死す、云々、

文治二年、下野國寒河郡内以田地十五町、被宛日光山三昧田、當郡去年爲被寄進野木宮、於件十五町者、可被切改国領之由、云々、（吾妻鏡）建仁三年、野木宮以下諸社、被奉神馬、是世上無爲御祈、云々、同上

國志云、野木宮、昔は寒川郡なりしを、小山朝政に屬せし時より、小山庄と唱ふるから、都賀郡に屬したるなり、其田十五石、別當滿願寺、□□氏の所藏の緣起に、野木大明神は、應神天皇の皇子、菟道稚郎子命を斎ひ祀る所なり、往古下毛野國造、故有て後命遺骨を守り奉り、此土淺井牧に來りし、川有て船なし、時に川島業と云ふ者、筏に乘せ、渡しまゐらす、今の野渡村の筏場是なり、則其所に鎭め祀りて、宮居を建る、云々、其後延暦年中、坂上田村麻呂東夷征伐の時、靈夢の告有て、

身隱森に移し給ふ、云々とみえたり、こゝに國造とあるは、奈良別なるべし、國造本紀に「下毛野國造、難波高津朝、奈良別初賜國造」とあり。

登々呂木澤（地獄谷） 今詳ならずと雖、野木宮原合戰の形勢によりて之を推すに、野木宮の西南、野渡の邊の地にして、地獄谷といふも、共に沼澤卑低をさして、かかる名のありしならん。〇東鑑、養和元年二月、志田三郎先生義廣、出常陸國、率三萬餘騎軍士、赴鎌倉方、先相語足利又太郎忠綱、次相觸可與之由於小山小四郎朝政、來陷于朝政館之邊、先之、朝政出本宅、令引籠于野木宮、義廣到于彼宮前之時、朝政廻計議、兩令人昇于登々呂木澤、地獄谷等林之梢、令造時之聲、其音響谷、皆多勢之粧、義廣周章迷惑之處、朝政郎從太田菅五、水代六次、和田次郎、池三郎、蔭澤次郎、籐七郎朝光、郎等保志秦三郎等攻戰、五郎宗政、駕鴨向于義廣陣方、義廣乳母子、多和山七太、捕獲隔于其中、其後義廣聊引退、張陣於野木宮之坤方、朝政、宗政自東方襲攻、于時暴風起於巽、揚焼野之塵、人馬共失眼路、横行分散、多隕斃於地獄谷、登々呂木澤、又下河邊庄司行平、同弟四郎政義、固古我、高野等渡、討止餘兵之道也、云々、足利七郎有綱、同嫡男佐野太郎基綱、四男阿曾沼四郎廣綱、五男木村五郎信綱、及太田小權守行朝等、合陣于小手差原、小堤等之所處合戰、眞壁六郎庶長、又八田武者所知家、下妻四郎淸氏、小野寺太郎道綱、小栗十郎重成、宇都宮所信房、鎌田七郎爲成、湊河庄司太郎景澄等、加藤次、[illegible]、同[illegible]也。

野渡（野和田） 今野木村の大字なり、野木の西南半里、古河の隈市に近し。前に引ける登々呂木澤合戰の時、和田次郎、池三郎、蔭澤次郎など見ゆ、和田はもしくは此地にて、野和田にあらずやといふ。
古河志云、野渡滿願寺に、御所塚とて、高さ四尺の一墳あり、是れ足利成氏の墳ならん、滿願寺の本寺たる成田

（滿福寺） 龍淵寺記に、明應六年、成氏逝す、滿福寺開基にて、御廟あり、花下兼濟の廟もありと載せたり、寺説に、開山は東昌寺二代龍山和尙とぞ。〔國誌云、滿福寺々領三十三石、猪苗代兼栽の墓あり、兼栽は會津盛名氏の族にて、和歌を堯孝に學びて、法橋に敍し、閑耕齋と號す、晩年、古河公方政氏朝臣の師範となり、永正七年歿し、此に葬る〕桂林集云「兼載法師が墓所は、古河の北、野和田といふ所に有、里人にとひければ、是なむ其塚なりといふ、くさ深く荏とおて、露分る人もみえざりしに、そのかみの菟玖波集などのふることもおもひ出でゝ、

つくは山しげき言葉の花の露苔の下にも光みゆらむ。

永正六年宗長紀行（東路のつと）に「猪苗代兼栽は、佐野より坂東道五十里許隔たりて、古河に所勞の事ありて、江春庵とて、關東の名醫、其の方にて療治あり、文などして度々申しかはし侍り、中風にて手ふるひ安からずと、返事は有りし」云々。

友沼 今間々田と共に、野木村の管内とす、野木宿と間々田宿との中間にて、驛路にあたる。
安永五年日光紀行、道之記云、友沼村の八幡の宮居あるあたりに、御[illegible]、是道よりしては、漸く遠山ども[illegible]、小山の驛、宮は北東に有りて、例の筑波山見ゆ。

眞木郷 和名抄、寒川郡眞木郷、[illegible]に、眞木[illegible]、後世マヽダに訛れるならんといへり、[illegible]間々田村、大谷村にあたり、努宜郷の北、小山郷（都賀郡）の南にして、西は思川に至り、[illegible]。眞木、[illegible]いへり、[illegible]、金價之徒一[illegible]、[illegible]四日、居于下野國、[illegible]、武藏志木

郷、高山寺本作志樂。〔地理志料〕

間間田（儘田） 今間々田村と云ひ、乙女、千駄塚、粟宮、及び高田、飯田等を合す。野木宿の北二里にして同く奧州路の一宿たり。〔地理志料云、野田文書、天文二十三年、儘田郷〕鐵道停車場あり、古河へ五哩、小山へ五哩。

毛野道中

千旋千千映淺山、喝道前呼列炬還、知是撿田官吏過、何邊停轡問民艱、　弘庵

間々田龍正寺に、建治三年丁丑の板碑現存す。〔歷史地理雜志〕〇山宿小笠云、間田宿古河より入口の左の方に、一向宗法光山龍昌寺あり、山門諸堂舍數多く、境内方三町許、松杉立込たる大地にて、寺領二十石ときけり、此宿、茶亭の女どもむらがり出でゝ、泊り給へと、右左より行人の袖に取附く。

乙女 今間々田村の大字にて、間々川と友沼の間とす。〇寛永二十年あづまめぐり記云、小山の里を通るにぞ、せめて心を慰むは、山と云はれてさながらに、霞かゝらぬ山もなし、我も浮世に在ればこそ、思ひの色やかゝるらん、揚れば晴るる習ひぞと、我と心を慰めて、乙女の里を過行けば、猶も心に協ふらん、間々田の里に遙々と、着[illegible]し衣袖寒き、秋の浦[illegible]の心地する、野木の里路にこそ訪れ來て、云々。

粟宮（千駄塚） 今間々田村の大字にて、千駄塚と共に、間々田の北なり、驛路之を過ぐ。延喜式内の古社あり、本書に寒川郡内とせさるる者とす、又千駄塚の塚上には、今淺間神を祭る。當州[illegible]文書、永徳中、小山陣の時、粟宮、千駄塚に合戰あり。

阿房神社 今粟宮の民家の北なる原中に在りて、驛路の西傍にあたる。
地理志料云、祀典所稱阿房神社、祀天太玉命、按、神齋

[illegible]兵、關拓彌士、友綿[illegible]、見古今拾遺、此地與結城管邑、[illegible]也(〇圖志云、並に與道中の西の方一町許、高岡にたてり、向拜柱に、一の巴の紋附たり、是は其のかみ小山家にて再建せし名殘なり、神主小野寺伊勢と云ふ、境地八反歩ありて、位田と唱ふれど、位田とは動ならぬ社にこそあるべきはづなれ、此社に唱へ來るは心得がたし、所藏に古河公方政氏朝臣の下知狀ありて、文龜三年三月、小野寺宮内左衛門尉殿と記したり。

大谷(オホヤ) 古郷名にして、間々田の東にあり、野中の諸村の汎稱とす、今は特に野田、和泉、南谷、横倉及び中久喜、土塔等を合せて大谷村の稱を立つ。黑田、飯田、川田、若林、佐川野等も大谷の舊郷内なり。

佐川野(サガハノ) 今若林、川田と共に野木の管内とす。友沼の東一里、川田、若林は天文中の野田文書に見ゆ。

野田(ノダ) 今大谷村の大字にして、間々田驛の東一里餘、天文中の野田文書に、野田郷といふ是なり。

田間(タマ) 今大谷村の大字とす、野田の東北にして、結城郡界の江川に瀕れり、水の東にも田間村ありて、結城の域内とす。〇地理志料云、小山系圖に田間七郎宗光とあり、簀田文書に多摩郷に作る。圖志云、小山出羽守長村男、七郎宗光、領塚崎、田間兩郷、男宗貞、稱塚川七郎左衛門尉、塚崎(ツカサキ)といふも、今大谷村の大字にのこる。

(塚崎)

南谷(ミナミヤ) 今大谷村の大字にて、田間の北とす、野田文書に、尾が谷に作る、小山驛の南一里。

(横倉) 南谷に接して、横倉(ヨコクラ)てふ大字あり。新編常陸國志云、天正十三年六月、小山秀綱、横倉藤藏を指遣して、宇都宮、佐竹を襲ひ、悉く明神堂、附屋を焼拂ふ、其後宇都宮、佐竹の兩家の勢、土塔が原に於て、小山と對陣あり、根田[illegible]俊一戰して、横倉を銃撃し、之を斃す。

小山郷(ヲヤマ) 和名抄、都賀郡小山郷、今小山町及び[illegible]村即是なり、寒川郡[illegible]郷の北にして、東は結城郡に至り、西は思川に限る、小山とは、今日曠き野を拔きて、稍高きを見れば、其地形に出でし名なるべし。小山は藤原秀郷の裔孫、政光初めて家名に稱へしより、累代相傳へし庄にして、六十六村と號し、都賀、寒川、結城の三郡に渉り、東國屈指の名族とす。東鑑に、小山庄の由緒に就きて、

承元三年、小山左衛門尉朝政申云、不帶本御下文、囊祖下野少掾豐澤、爲當國押領使、如檢斷之事、一向執行之、秀郷朝臣天慶三年更賜官符之後、十三代、數百歲、奉行之間、無片時中絕之例、但右大將家御時者、建久年中、亡父政光入道、就讓與此職於朝政、賜安堵御下文許也、敢非新恩之職、稱可散御不審、進覽彼官符以下狀等、云々、縱雖犯小過、爭輙被改補之趣、有其沙汰、向後殊不可存懈緩之由、面々被仰含、審元奉行之、

と見え、系圖に豐澤の三世孫を下野守秀郷とし、其孫千方、又下野押領使たり、千方の孫下野介兼光、其子賴行潤名、足利等の祖賴行、武行太田判官行範と云ひ、下野判行又下野守たり。賴行より五世孫行光に至るまで、下野介を世襲し、太田と號す、行光の三男政光は下野掾にしてこの郷十世孫なり 行光の子、長行廣は太田太郎、次行方は大川戶下總權守、次政光は小山四郎、次行義は下河邊庄司と稱す。蓋賴行子なく、太田判官武行の子、行高(行尊房當)を家督としたるより、下野介と武藏太田庄司との二職は、一跡に合したる如し。又東鑑に十三代と數ふるは、武行をも合算するにや。東鑑、建長二年の條に「下野大介職者、伊勢守藤成朝臣以來、至小山出羽司長村、政光の四世孫十六代相傳、敢無中絕儀」云々ともあれど、藤成は豐澤の父なれば、世代數合はず。扨又小山文書、[illegible]、下野[illegible]一小山庄、重代傳領地也、但[illegible]十六歳、[illegible]二十六歳[illegible]たる太田庄、下河邊庄、下總の佐貫庄、[illegible]名庄、上野なども收めたり。足利氏の鎌倉管領時代の事なり、永德の亂武、義政、若犬丸と共に後、小山氏衰へ、天正に至り全く亡ぶ。

小山(ヲヤマ) 今小山町といふ、人口七千、奥州路の名驛なり。近年兩毛及び水戸の鐵道、相交叉して、此に四通の便を開く。大宮へ三十一哩、宇都宮へ十八哩、水戸へ四十二哩、足利へ二十[illegible]哩。

隨筆紀程云、小山驛、今驛東本陣[illegible]甲、[illegible]古河驛、三分藏二、北有小山氏城墟、慶長中、德川内府東征、駐營于此、會聞京變、回師議事、子孫[illegible]、亂勸命者十五世、今上親政、梁狗吠鬼、所謂[illegible]隊、神風隊、七寶隊者、屯聚三總兩野間、逐陷結城、攻撃某城、彦根藩士青木賴貫等、與諸藩兵、分道進攻、[illegible]、精銳二千、散布環擊、賴貫等力戰、斬首若干人(ノ)大鳥氏南河[illegible]云、慶應四年四月十六日、小山にて戰ありしは、草風隊、義隊と、結城、宇都宮より來りし敵と[illegible]にして、草風隊、貫義隊、大に勝利を得、十七日、大鳥引率の兵は、諸川を出でしに、敵三百人許、小山に屯し、我軍の至るを待つ、即小山より二十丁計前の曠野に至り、貫義隊を止め、戰[illegible]奮戰すれども、遂に[illegible]得ず、次第に宇都宮の方へ引退き、味方は之に乘じ、諸方の兵相合して追撃するに、敵は小山に次げる一小村へ次掛けて、殘らず逃去りけり、敵の死人は二十四五名、味方には十二三名なり。

現聲寺(ゲンシヤウジ) 驛の西、城跡の南なる祇園祠の邊に在り。〇十符管薦云、小山は藤原秀郷の裔にて、秀郷より十二代、朝政、賴朝に屬して功ありしかば、代々このあたりを領りて、久しく榮えし家なり、現聲寺、その秀郷の基を開ける寺なるよしなれど、證となりぬべき物もなし。〇國

(祇園城址)

誌云、小山驛の東の白田の中に、尾藤左衛門尉知房の墓あり、天正中、知房讃岐國主と爲り、豐太閤の不興を蒙り、小田原陣の時、私に下向せしが、ますく豐公の怒にふれて、終に打棄てらる、尾藤の子孫は、肥後の細川家に仕へ、寛永中、知房の墓碑をたて、其香火料は年々千手院へ寄贈す。

祇園(ギヲン)**神社** 今須賀(スカ)神社ともいふ、小山驛の西南にして、城墟の南六町許。○國誌云、小山の牛頭天王祠は、別當盛應寺、眞言宗なり、社僧大行寺は天台宗にて、[illegible]郷(思川の西岸)に在り、社司は沼野、靑木二氏、圭田十五石を附せらる、當社は平治年中、小山下野大掾政光、感應の事ありしに依り、京都祇園神を勸請せしといふ、今に每歲六月、祇園會ありて、小山庄六十六村は、皆當社の氏子なり。

小山の祇園城とは、此神祠に因める者なるが、今も儼然たる城墟を祠北に認む。大菅紙、賴印記等に、祇園、鷲、新城、岩坪、宿城、外城等の名見えて、其本城を別名祇園とせば、新城以下は、近傍散在の寨柵なりしと判知せらる。

國誌云、[illegible]雲記に、正平十八年(貞治二年)鎌倉管領左馬頭基氏、武州岩殿山にて、芳賀伊賀守禪可を破り之を追ひて野州天王宿に至りしに、宇都宮氏降伏とあり、天王宿とは卽小山驛にて、祇園天王社あれば、其近城をも祇園城と唱へたり。

太平記云、貞治二年六月、野州宇都宮を對治せらるべしとて、左馬頭は、十萬騎の勢にて、先小山が館へ打寄給ふ、かゝる處に、宇都宮馳參じて申けるは、禪可が此間の擧動、全く我同意したるに候はず、主從向背の科自遁がたきに依て、其身已に[illegible]仕ぬるとは、御勢を向らるまでも候まじと申ければ、左馬頭も深き慮やおはしけん、翌日やがて鎌倉へ打歸。○神明鏡云、貞治二年八月廿日、宇津宮對治の爲に、基氏御發向有、芳賀伊賀守高貞、八百餘騎を率て、武州苦林にて奉馳付、及散々合戰高貞打負引込、基氏爲對治、小山祇園城へ入御、宇都宮氏綱降參す。

(鷲城址)

神島谷(シトトノヤ) 今小山町の管内なれど、驛市の西南にして、祇園祠より南にあたる。神島にシトトの訓あるは、和名抄、巫鳥を之止止と註し、天武紀、并びに漢語抄に出づ。而も古語拾遺に、巫古者の名に、之止々鳥てふがあるを思へに、シトトを神島と爲すは、神古の故事に因れる者とす。

國誌云、神島谷の西林寺(サイリン)、開山光佛房は、小山政光の弟、下河邊行義の二男なり・〔一書にいふ、神島谷西蓮寺の邊に、鷲神社あり、又其地に接して外城の名もありと〕然らず、鷲(ワシ)城址は神島谷なるべし、惟ふに、武州埼玉郡太田庄に、名高き鷲神社ありて、小山、下河邊の人々の崇敬せる所なり。其本來を云へば、小山、下河邊は太田庄司の庶流にて、太田壹岐判官行範より行尊、宗行、行政、行光は皆太田庄司にて、下野介をも兼ね、其嫡子行廣は、太田太郎と稱したり。然るに、行廣の後裔は、三世にして絕えしにや、系圖に見えず。蓋、太田庄を庶流小山、下河邊の家にて知行するは、此故と知らる。鷲神を小山に勸請したるも、是等の干係に出てしのみ。梅松論に、太田庄は小山氏由緒の地なりと云ひ、系圖に、結城白川入道道忠(宗廣の二男、九郎親光を太田判官とも云ふ、〇結城七郎時廣の弟、宗重をも太田判官とす)〔合考すべし〕

鹿島烟田文書、永德二年二月、烟田大輔重幹申軍忠事、右爲小山下野守義政對治、[illegible]御發之間、去年(永德元)五月廿七日、馳參兒玉塚御陣以來、於在々所々、宿直警固仕之、六月十二日、木澤河原合戰、同十六日千町谷合戰、抽戰功畢、七月十八日、中河原合戰、同廿九日、粟宮口、日夜野臥合戰、

八月十二日、鷲城東戶張口、同十八日、新城外城沒落、十月十五日、夜鷲城放火、於切岸合戰、十一月十六日鷲城外壁切破、十二月、同堀墳之時合戰、至于義政出家、若犬丸降參期、在陣越年、云々。

賴印行狀記云、十一月十六日亥刻、武藏上野の白旗一揆、兩大將にも案內せず、鷲の外城へ責入て、挑戰事數廻、敵御方軍勢、打死手負數をしらず、つゐに外城をせめ落す間、外城の勢鷲の城へ加はる也、これぞ敵城沒落のはじめなりし、今日六字法中日にあたるとて、御方貴賤上下、法驗を悅び、城中の一族他門はおぢおのゝきける、御感の御教書を被成日、

當六字經修法中日、鷲城沒落、冥感令然者也、殊可被抽丹誠之狀、如件、永德元年十一月十八日

遍照院僧正御房

又云、十二月八日、義政懇[illegible]を以て、兩將(木戶上杉)へ申て云く、某降をゆるされば、出家して大衣を着すべし、然ば若犬丸が出仕を許さるべしや、兩將出仕して此由を披露す、信用せられずといへども、布施入道得悅を奉行として、御教書をなさる、同九日、鷲の城兵二百餘人、甲冑を帶して、白晝に祇園へ入る、同十日、修法結願して御卷數を進ぜらるゝとき、鷲城矢倉かいだてをはづして、木戶を開て兩將にわたす、則御方勢入かはるもの也、其外祇園、新城、岩壺、宿城等悉く城を開て御方出入す。

相摸國善波十郎左衞門尉胤久申

右着到、五月自天名御陣、爲當御手、六月十二日、同廿六日、致先懸木澤合戰、八月十二日、於鷲戶張口及合戰、十月十五日、夜合戰、十一月十六日、夜外城打破時、向內城、自致合戰以來、小山若犬丸迄致降參之期、致忠節者也、仍給御證判、爲備後證、着到如件、

永徳元年十二月(相州文書)

堀田、曽我の兩書に見ゆる木津、千町谷、中河原の地詳ならず、小山の近境とは想像せらる。又鷲碑の供僧なる大聖寺といへるにや(鷲城の鷲宮には、大乗院といへり)。日光山宮神輿の古鐘に「野州小山、大正持寶寺、願主佛嚴坊能恵、康元己巳八月日」と刻める大正は大聖なり。

鹿島烟田文書、康暦二年十月、烟田刑部大輔重幹申軍忠事、右爲小山下野守義政對治、御發向間、去六月十八日、最前馳參、武蔵府中、村岡、天明、惣致在々所々宿直警固畢、八月十二日、大聖寺御陣取之合戰、随分致忠節、同廿九日、義政屋敷西木戸口合戰之時、進先陣、致手負之合戰、云々。

前なる烟田文書に對照して、八月十二日の戰い、鷲城なるを知れば、後なる同日の大聖寺も同所ならんと推知せらる、又義政屋敷とは、祇園城たることも推知せらる、

小山(オヤマ)城址(稲葉)

今小山驛の西北にして、大字稲葉(イナバ)郷に屬す。塁壕の跡猶存し、方六町許、數郭に分たる。其本丸は西に思川の深淵に臨み、懸崖の上に在れど、驛市の方より視れば、僅に丈餘の高爽を占むるにすぎず。

本城は下野大掾政光入道蓮西、保元平治の頃に開創すと傳へ、朝政、朝長、長村、時長、宗長、貞朝、秀朝、氏政、義政、隆政(若犬丸是也)まで十餘世相續、永徳二年、義政は鎌倉殿氏滿に誅戮せられ、其後、隆政又常陸宍戸、奥州白河等に蜂起し、應永三年誅戮せらる。因りて小山の一跡は、同族結城基光の二男、泰朝之を繼ぎ、滿泰、持政、氏郷、成長、政長、高朝、秀綱、政種と相續せしが、秀綱、天正中、小田原に降附し、十八年、北條滅却の時、舊領沒收せられて家亡ぶと云ふ一說、政種夭死し、其弟秀廣を家督とす(下國志)慶長五年七月、徳川公、上杉氏を伐たんとして東下するや、小山の舊城に駐まりて營す、石田三成の軍起ると聞き、是より師を班す。

卜齋記云、慶長五年七月廿三日、小山へ着御、此時先手の大將衆、木連川より白澤迄陣取候、廿八日、大將衆被爲召、三河守殿(秀康)一番に小山へ御越候、小山古城の内に、庄屋居申候所を、三河守殿御心に、御座に、三間四方計の假の御殿造らせ、此座間に大將衆集り、座敷の内四方の角に、中座にて、上意の御出は本多中務、同佐渡兩人也、大將衆、白澤より木連川迄は七八里計、小山迄八九里あり、十七八里の道を凌ぎ、御越候へ共、御振舞もなし、湯茶さへ出ず、福島左太夫、羽柴三左衛門、淺野左京太夫、此衆も馬に乗り、槍一本、挟箱一つ二つ、歩行者十人計、馬印一にて登上被致候、御意を被承、御座間より其儘立て、西を指て御上り、尋常輕き者の如く、旗差飯を給、御上り候。

○息軒東遊記云、小山驛、慶長庚子、上杉氏叛、烈祖東征、至此始聞西變、麾下及多豐臣氏宿將、人情洶洶、諸將不測、而烈祖徇徉謀議、神算已定、班師西征、關原一戰、而天下大定矣、歴問當時行營、或指畢田中一處、而示之、結城史云、營於小山荒壘、則妄說也。

後、小山一萬三千石は、本多上野介正純(駿府前將軍の寵臣)の食邑たり、因て元和五年に至る(小山城は此間に修理の事もありけん)是歳、正純宇都宮城主と爲り、小山は其屬城たりしが、八年正純除封、小山城是より永く廢す。

關城繹史に「延元二年九月、鎮守府大將軍源顯家、奉義良親王東征、進至宇都宮、小山朝郷據小山城不降、官軍圍攻十二晝夜、竟拔之、斬賊無算」(大日本史所記)と、朝郷は系圖に見えず、氏政と同人にあらずや。或書に、小山は、秀朝以後、若犬丸まで代々宮方たりと云ふは信け難し、秀朝は官軍として武州府中に戰死したれど、子孫は足利方と爲る。

關城繹史云、延元二年三月九日、大將軍源顯家、襲撃討小山、賊將名字高光棄拔、與官軍戰于其城外、敗奔(?)文書」十日、顯家從宇都宮、還兵常陸(?)、(結城文書)、遂小山之戰(?)國三年十一月、宗宏(?)及小山、(?)井出羽權守宗有等攻小山、自其城出擊之、(?)合日、常陸結城親朝宗(?)、親世遠擢、廿八日、宗宏(?)問、告小山而皆、宮將宗氏、四年三月、小山二郎、重使城中請目、遣顯長親自其城、奉其宗倉(?)、宗宏攻擊時、其可否、未幾、朝久國于國城中、義顯攻伐、徹圍其計、遂走小山、據朝郷、然利朝、蓋有事其之意也、白河文書」

南も氏政、義政に至り、下高邊氏の事に就き、鎌倉殿と意趣を構へ、宮方に歸服せらるは、又制に利害の争に遇まられし故のみ。本城は中を祇園城と云ひ、近地に鷲城、岩壺、新城、宿城の四屬寨あり、義政で子之に據りて、鎌倉の軍を拒めり(鎌倉殿十陀古文書云、頼甲、永徳元年十月廿五日、小山義政對治、御祈禱の爲に發陣、十一月十二日御陣下着、於殿中勤行之處、中日(十六日)はからざるに、宮開一揆、鷲城をせめおとし畢、是は城没落のはじめ也、同十二月曼荼羅法結願の日に當り、五箇所鷲城、祇園城、岩壺城、新城、宿城、木戸を開て降参、剃出家をとげて、大衣を着し、義兼賢、同二年三月廿二日祇園城を沒落して、糟尾の城にたて籠る、同四月二日、武將賢始行、同十三日永賢自害畢、

鎌倉大草紙、永徳元年六月十五日、鎌倉右兵衛督氏滿は、小山義政御退治に、關東十ヶ國の勢を引率して、武州の府中の高安寺に御陣を、先手は上杉憲方爲大將小山へ馳向ふ、年暮て翌年の二月、又木戸將監兼宣、上杉中務禪助を大將として、十二ヶ國の御勢發向し、小山が鷲の城を攻らる、同十六日、上州武州の白旗一揆は、大將の下知を不得、鷲の城の外郭を攻め打破て

入むすといへども、城にこもる軍兵、受寺通と防戰ひける間、白旗一揆に手負死者數多ありて、悉打負、大半歸國しける、三月七日、先手の人々是にもひるまず、堀をうめさせんと、埋草を持て責たりと雖、城中防戰強、手負死人數をしらず、然りと雖、城中勢の兵もなし、兵粮盡ける間、全八日小山義政方より、[illegible]を使として、[illegible]若犬丸に家を渡し、降參可仕候間、若犬丸を御免候へと、小山を相續仕候へと、降を請ける、全九日、鷲城を若犬丸に渡し、自身は三百餘人にて、祇園の城に移る、さて又祇園城、鷲城、岩坪、寄城等の門戸を閉て、味方の人々に[illegible]入あり、大草紙の附説は、頼印記、[illegible]、[illegible]文書に據りて訂正すべし、義政入道永賢は永野の山中にて自害す、若犬丸隆政失踪、至徳四年、常陸國宍戸男體山に籠拠し、復又失踪、應永三年、奥州[illegible]に籠拠し、終に敗亡す）

嘉吉の亂に、[illegible]、小山に[illegible]、小山氏[illegible]之を撃退す。

去る十七日、岩松左馬助、桐生、[illegible]、[illegible]、[illegible]之處、於當所寄城、致合戰、[illegible]、追拂賊徒得勝利之由、注進到来、[illegible]、[illegible]軍功事、[illegible]

五月三日　（[illegible]）

小山小四郎とのへ〔小山文書〕

關八州古戰録云、上杉輝虎、永禄四年の頃、小山彈正少弼秀綱の[illegible]へ押寄らる、此城は[illegible]、北を搦手とす、[illegible]、[illegible]高く峙ち、[illegible]

天翁院（テンオウヰン）

小山城址の北にして、[illegible]誌云、天翁院は開山培芝正悦和尚、[illegible]なり、大中寺舊記に、[illegible]院より青山といへず、元は天[illegible]、天正二年、小山高朝卒し、法號天翁孝運といふに因り之を改む、今は大中寺の末にて洞家なり。（[illegible]云、青小山之東、[illegible]有り、[illegible]、青小山下野守高朝也、[illegible]年[illegible]、小山氏[illegible]、[illegible]、寺前左折、[illegible]十歩、[illegible]、[illegible]丘、又[illegible]丘、[illegible]、[illegible]山、[illegible]、互[illegible]）

土塔（ドタウ）

今大谷村の管内なれど、犬塚、中久喜と共に、小山[illegible]、土塔は百々（ドドウ）に作り、[illegible]山の名[illegible]、小山より新城への通路にあたる。（古戰録云、天正十八年、[illegible]の城主、[illegible]守氏長は、其罪を宥められず、一命の代りに、黄金千枚をつくのはるべき[illegible]、九百[illegible]、[illegible]、[illegible]の地へ牢浪す、氏長の娘は無雙の容色にて有しを、秀吉公小山、百々[illegible]、[illegible]しけるを聞召し、密に之を召入たまふ、其後此娘の歎訴に依て、[illegible]、氏長に下し給ふ。

（々百）

犬塚（イヌヅカ）

今土塔の[illegible]、古戰録云、[illegible]、小山より[illegible]

中久喜（ナカクキ）

今[illegible]、小山[illegible]東一里、[illegible]西又一里とす、江川て（ナツクキ）ふ細溝に沿れり。永享記、結城陣[illegible]

（[illegible]中）

澤山浸遊文章云、出小山[illegible]、左折數里、地名中甕、田疇之間、荊棘深鎖、古樹陰蔽、其下有古墓、乃小山氏之北郎、萬年寺舊地也。

不可惑山（フカヱ）

今詳ならず、小山城に係る事あれば、假に此[illegible]。[illegible]大草紙云、至徳三年五月廿七日、小山若犬丸打て出、[illegible]の城に楯こもり、近き郷を押領す、當國の守護人、木戸修理亮、[illegible]に押寄、ふかゑ山に陣を取、若犬丸[illegible]に攻来合戰して、木戸忽に打負、足利の庄へ[illegible]。

羽川（ハニカハ）

今飯塚、木澤、[illegible]井等と組合せ、桑村と改む。小山驛の北なり、[illegible]の間に散在し、近世に新田組と稱せる地なり、其木澤、羽川は驛路にあたり、元禄の行嚢抄に「小山宿より芋柄新田へ一里十一町」とあるは、即羽川宿にして、其改稱は明治維新の頃に[illegible]す、小金井驛へ一里。

（柄芋）

木澤（キザハ）

又喜澤に作る、芋柄と小田の間なり、芋柄宿より出[illegible]る野木は、[illegible]に下り、木澤の東を過ぎ、大谷村、野田[illegible]を貫き、[illegible]島田へ入り、[illegible]は[illegible]に[illegible]す

三拜河岸（サンパイ）

羽川宿の西半里、巴川と思川の交會、左岸の小埠頭にす、[illegible]、其南なる島田河岸と方に小寺[illegible]。

出井（イデイ）

今[illegible]にして、木澤の東半里、河内郡薬師寺村より[illegible]、此邊に至り[illegible]泉[illegible]を合せて南に下り、[illegible]新城[illegible]（[illegible]）[illegible]（下[illegible]文書[illegible]）、[illegible]

談一

[illegible]

恐々謹言、

天正五年丁丑八月廿四日　伊勢千代丸

[illegible]（[illegible]古文書一）

荒井（アラヰ）今桑村の大字にして、羽川宿の東に在り、古の奧州路は、太古より荒井、柴村を經、藥師寺に至り、河内郡田郡郷（多功）にて、東山道（下野府を經由する官道）と相會したるならん。近世の如く、小金井（藥師寺の西半里）を驛次とするは、何の世に起れる事にや。

小金井（コガネヰ）今國分寺村に合せらるれど、國分寺の東に、姿川を隔て、近世は奧州路の一驛たり、即鐵道車驛とす。

寛永二十年紀行、あづまめぐり云、過行くまゝに今日も早、入相の鐘を宇都宮、末は室の宮なれば、飛びも越すらん石橋の、光絶えせぬ小金井や、日光山を右手に見て靡き旗を下野に、室の八島に立つ煙、くゆる思ひは我ひとり、心を盡す筑波嶺の、峰も二つに見ゆるなり。

福土跡（フクトミ）、今其地を知らず、假に此に係く。○結城家譜云、結城入道孝顯、死後五十日之內、從宇都宮、向小山、多勢發向、攻勝自身出陣、高朝素有武勇、於福土味合戰、宮勢敗軍、數百人討捕、其頸掛孝顯廟前。

(味土編)

國分（コクブ）今村名にも呼び、小金井、柴村、箕輪等を合せて國分寺と云ふ。櫟木の東二里、姿川と思川の間に在り。此地は古の郷の隷屬を知らず、後世河内郡へ入れる高椅郷の内にや。又和田郷（國府の屬にや）、猶考ふべし。小山文書、嫡子所領目錄に「國符郡內國分寺敷地」を載せたり

國分寺（コクブンジ）即國分の里中に在り、古國府と思川を隔て、其東一里餘に居る。伽藍は中廢の餘、僅に小宇を遺して、舊址を示すのみ。（國誌云、國分寺は國分村に在り、聖武帝、天平九年に、每國僧寺を建て、同十一年、尼寺をも建てらる、其尼寺は後世絶えたり、延喜式、下野國國分寺料四萬束と載す、今は眞言宗の小坊舍にて、舊蹟には古瓦多くありて、國分寺、又は都可、寒川など、郡名を刻せる瓦片を見るべし。

古蹟雜志云、下野の國分寺、南向に佛堂あり、庫裡は其右に續き、本堂の左には藥師堂あり、また其左には大なる三基の五輪石塔相並び、往時の國分寺遺蹟より運びたるものと云へり、さて其遺蹟は、現今の寺より四五丁西方櫟林中にあり、東藥師堂、北藥師堂等の小字を存し、廢址は三箇所に認められ、一段の高まりを爲し、其內の一箇所の如きは、四個の切込ある礎石殘り、瓦片の刻文は都國、木文□、□芳賀、などとあり。又云、廢址は一般に藥師堂林と稱す、そのうちに、長方形、若しくは方形の三所の隆起あり、此隆起は南方を正面としたる、往古の堂塔の土壇なる事無論にて、其中央の大土壇は金堂址、東西百卅五尺、南北百廿尺、其少北は講堂址なるべし、共に瓦片は散在すれども、礎石は既に逸散せり、更に東南に一址あり、三箇の礎石存す、蓋東塔の土壇なり、今金堂、講堂の中央を南北に貫通する一線を想設すれば、現存東塔蹟と相對なる西方にも、大建築ありしものと見ゆ、近年民家建設の時、地下より銘ある平瓦を發見したるのみならず、瓦片今尚多く散在す、即西塔ならん、又南界の堤（築頂か）の如き遺跡も、彼の想設線に當りて一所の窪みを存せり、この邊に南門ありしごとし。

飯塚（イヒヅカ）今桑村の大字なれど、國分の南にして、羽川宿、三拜河岸と、姿川を隔てて、其西とす。小山驛より壬生、鹿沼の通路は、木澤、飯塚を經由す。

花見岡（ハナミガヲカ）今國分寺の西十餘町、思川の東岸に此名ありて、花見頂大師經廻の故蹟なりと。一徧院あり、（蓮花寺）又對岸に大光寺あり。（國誌云、親鸞上人行錄に「下野國に暫廻ありて、室の八島といふ所に、暫、御住居ましますす」とあり、其舊跡は室明神の東に當て、思川と云ふ渡を東に越て、花見岡といふ小山あり、是れ上人幽居の地也、又大光寺村に池あり、上人常に愛てさせ給へりと傳ふ。

中泉（ナカイヅミ）舊庄名にして、小山庄の內、寒川郡の北を指したる如し。即今の豐田、穗積、中、瑞穗、水代、富田等にわたれり。されど小山氏の盛大にあたりては、其諸村は大略小山庄へ混入し、謂ゆる六十六郷の中に籠められたるなり。而も今も中村に泉の大字存り、水代にも名殘存れば、其舊の境より、中泉の庄名の起りしを思ふに足る。（和名抄、生馬、高家の二郷の地に係る）

中泉庄は、吾妻鏡に散見する所あり、文治元年の條に、「可誅伊豫守義經之由、日來被仰含、而今被遣土佐房昌俊、已及進發之間、參御前、老母幷嬰兒等、在下野國、可令加憐愍之由申之、二品殊令感給、仍賜下野國中泉庄云々、昌俊相具八十三騎軍勢、三上彌六家季（昌俊弟）、錦織三郎、門眞太郎、藍澤二郎以下、云々、行程可爲九个日、云々

又同書、建久三年十二月、故土佐房昌俊老母、自下野國山田庄、參上之由申之、則召御前、申昌俊亡息事、頻涕泣、幕下太令歎給、被下綿衣二領云々」とあるを考ふるに、山田は中泉庄内の村名にて、庄と稱するは誤れり、小山文書に、中泉庄加納、山田村といふに合勘すへし。

建暦元年、宗掃部允孝尙、預勘發、是以下野國中泉庄、有限田畠之由、及米所納之間、可令寺沙汰之旨、雖被仰含、于今對捍之故也、云々。また白川結城文書、嘉元元年道忠讓狀に「下野國中泉庄內、二階堂下野入道、同下總入道跡、寒河郡內網行分」と載す、小山、結城、二階堂などの諸氏の分知の狀をも想はる。

卒島（ソツシマ）今小藥、小宅（チヤケ）、島田、立木等を合せて、豐田村と改稱す。飯塚の西南、思川の西邊にして、小山驛より櫟木に至る間なり、地味平衍にして、稻田廣し。卒島は武井（今瑞穗村）の東なれば、小山文書に東武家郷と云へるにあたる歟、其北は謂ゆる國府郷にして、舊府

邑とす。

立木（タツキ） 今豊田村の大字にて、卒島の東南に隣る。天台宗、満願寺あり、日光山満願寺の別院にて、建保六年、小山朝政の本願とぞ、開山大僧正弁覺。〔國誌〕

小薬（コクスリ） 今豊田村の大字にて、卒島の北なり。〇結城家譜云、朝光十世孫、基光代、野州小山義政、奉對鎌倉有逆心、鎌倉將軍、討基光誅義政、有大功、其時勸賞賜小山一跡、基光二男泰朝立、爲小山名跡、其外下野總役、同小薬村下給、此外所々、有恩賜。

小薬爲御警固、安堵寺在城、合同心之條、感思召候、謹言、

八月三日　（判、古河公方高基）

落合河内守殿〔國誌〕

小宅（チヤク） 今豊田村の大字にして、國府村へ近接す。一書に、下野府は初め此に在りしが故に、小宅の名を負ふと云へり、蓋、小宅は大宅の訛ならんとの推定に出づ、而も大宅（公の訓も同じ）の名あればとて、古府とも論斷しがたきにあらずや。

生馬郷（イコマ） 和名抄、都賀郡生馬郷。〇今中村、水代村、穂積村等にあたり、小山郷の西、池邊郷（寒川郡）の北とす。中村に生駒の大字あり。

地理志料云、生馬、訓闕、按當讀云伊古萬、出雲有生馬郷、神武紀、有倭國膽駒山、神名式作往馬、舊事本紀有活馬長狹彦、扶桑略紀昌泰四年條、左馬寮乾角坐生馬神、進位一階、依此生馬蓋取牧馬也、其地與案間牧相鄰。〇今按、生馬郷は中世中泉庄の起りしより、其庄内に籠蓋せられしなり。されど其東偏の諸村は、西御庄（ニシミシヤウ）と號すれば、小山西庄と同へること疑なし、又近世、寒川郡の地域縮小して、八千石高に結ばれし時、如何したりけん、生駒村は割けて寒川郡の管内たりき。

（生駒）

いこまのけん地之事、まつ代寺りやうたるべし、恐々謹言、

五月十一日　政幹（判）こう大別當

（西御庄）

此文書は、古河志に收む、政幹は何人にや、

去廿七日、於野州西御庄、捕進右衛門佐入道督秀家人等（秋山十郎、曾我六郎右衛門尉、池内太郎、池森小三郎、十橋又五郎、若狹石井九郎）條、尤以神妙也、向後彌可被抽忠節之狀、如件、

應永廿四年閏五月九日　（持氏判）

結城彈正少弼入道殿〔小山文書〕

國府塚（コフツカ） 今石塚、石之上、鹽澤、間中等と相合せ、穂積村と改む。小山驛の西に思川を隔て、卒島の南なる平田を占め、昔寒川郡の地と相接す、星宮と稱する叢祠あり。

小林（コ） 今大川島、生駒、荊田、上泉、井岡、下泉等と相合せ、中村（ナカムラ）といふ。國府塚の西、榎木の東にて、巴波川の兩傍にわたる。

結城家譜に、小山中村十二郷と云ふは、蓋此地にして、中泉庄、小山庄、いづれよりか割きたるならん。〇古戰録云、明徳九年十二月六日、政朝軍兵を率して、宇都宮の城へ亂入、忠綱も勢を振て、半途に迎へ、猿山に於て一戰し、結城勢切勝て、宮方の後を取切る故、忠綱居城へ入事不叶、鹿沼の古城へ退去し、梅酸の湯を凌ぐ、其頃忠綱が叔父、芳賀彌五郎（成綱舍弟）宮を出奔して結城へ立越居たりけるを、政朝此度陣頭として、粉骨の勳功有を以、忠綱が一跡を附與して、宮の城主となし、最前結城の持分たりし、中村十二郷の地、數年宇都宮へ押領せられけるも、此時に取返して、元の如く所務とせり。

（中村）

大川島（オホカハシマ） 今中村の大字にて、小林の東に隣り、巴波川の右岸とす。〇古河志云、小山西御庄大川島村に、光明寺あり、寺中に總大權現（ソウダイ）を祭る、小山、中泉、西の三庄の總社とて、古文書あり、

中泉庄總大權現者、爲三庄總社、崇敬異于他上者、細々飛脚隨時課役以下、所免除也、向後可被知有其旨之狀、如件、

正長三年九月八日　前信濃守（判）

當社別當

（總大神社）

大河島郷之内、浮面之事、如前々、寺家え御寄進候、可有年作候、恐々謹言、

二月廿日　政胤（判）

惣大別當坊

下泉（シモイヅミ） 今小林は古河、栃木と小山、佐野の直路の相交る所にて、謂ゆる辻なり。小林の南二十餘町を下泉といふ、此邊の田中、數基の塚山あり、古墳にやあらん。

水代（ミツシロ） 今水代村といひ、小林の西、永野川の左右にわたる、其東水代は即榎本宿にして、古城址とす。

水代は吾妻鏡、養和元年、野木宮合戰の條に、水代六次といふ軍士の里なるべし。同書、文治五年九月の條にも、「小山政光入道郎等、保志黒次郎、水代六次、池次郎等、賜征箭袋、依勳功之賞、所被加銘也、盛時書之」と見えたり、保志黒は、一所に保志奈に作る、又地名にいづる歟。

榎本（エノモト） 近世は、東水代を榎木宿ともいへり、其北眞弓（マユミ）村との間に、榎木城址あればなり。（小山文書に、中泉庄加納榎木と載せ、系圖に、小山秀綱の二男高綱は、榎木美濃守と稱したり、亦晢邑とす）小山へ二里、岩舟（茂呂）へ一里半。

榎本大中寺は、永野川の東岸に在りて城址の南に居る、西水代は即永野川の西方なる原野に倚れり。此寺は慶長元和の頃、富田大中寺の別院として、本多氏之を起したりと傳ふるも、本寺の古文書を載す。

當寺領、下野國中泉庄内、西水代郷事、於其後も、不可有相違候、恐々謹言、

文龜二年十月廿八日　政氏（判）

當寺領、下野國中泉庄内西水代郷事、被任事甘棠院殿御證判、於以後も不可有相違候、就中可爲不入者也、

恐々謹言、
　　天文十六年三月廿一日　　　　千代丸判

榎本城址(エノモト)　今榎本宿の北に、方四町許の古墟、是なり、○古河志云、吉水代村は、又榎本宿といふ、水戸より中山道への馬次にて、南北の手に驛家あり、中央に清泉涌出て常に涸るゝなし、古城跡は北側の家の裏なる方、障礙の形殘りて、古壇構あり、此木によりて名へけられたりと、○榎本城の創築は、永禄元年なり、小山の一族にて、大隅守といふ、佐野記には、宗綱が、榎本城主本多大隅守を攻めしことを載す、又一書に、小田原殿の城代近藤出羽介は、榎本城を守りし旅、天正十八年には、武州八王子城へ籠り、近藤の家臣は、結城晴朝に攻破られて、降伏せしものなり、其後は本多佐渡守正信に賜り、同十三年、正信の三男大隅忠純を城主とせられ、封三萬石、寛永八年(一說、十七年)に至り、城主絕ゆ、(今按、佐野記に本多大隅守と云ふは、榎本美濃守の誤なり、大中寺に近藤出羽介、本多大隅守の書存す、妙性院の文書に、出羽守とあるは、即出羽介なり、

當寺境内、今度寄進之、山林竹木等、無相違候也、
　　天正十八庚寅四月日　　　　出羽守(花押)
　　　妙性院

按、一書に天正三年、唐澤の城主佐野宗綱、小山秀綱を攻めんとし、まづ榎本城を圍みしに、足利の城主長尾顯長、及び佐野清房等、共に榎本を救ひ、宗綱を破りしかば、宗綱之を怒り、藤岡を攻めおとし、榎本の兵と押切に戰ひ、遂に其城をうばへり(小學下野志)押切とは、榎本の南二十町の地にして、今寒川村の管内とす。

(押切)

高家鄕(タカヘ)　和名抄、都賀郡高家鄕。○今瑞穂村、豐田村、高島及び榛木町等にあたる、生馬鄕の北なり、瑞穂に大字武井の名あるは、即高家の訛とす。

國郡沿革考に、國府を以て高家鄕に擬したるは、從ふべからず、又國造に首姓の字あるを以て、前說を合せんと試みるも非なり、高谷と竟野にて各へに同じからず、小山文書に、東武家鄕と見えたるは、中世武家に作れり。

(武井)

眞弓(マユミ)　今高島、川連、藏井、土與等と相合せ、瑞穂村と改む、宗代の北なり。○國志云、當國に眞弓といふ村二所あり、一は都賀郡栃木驛の南なり、小高き岡あり其上に、獻詩岡を置く、石山にて景色よし、其石を伐出して、眞弓石といふ、一は那須郡黑羽城の北にあり、然るに歌枕名寄に眞弓の山を、下野國と定めたるは何に依れるにや、當國高巢には大和國の眞弓岡をよめり、それをおきて、當國にあつるは、僻言なるべし。○今按、眞弓の獻方山は、永野川の西岸にて、富田宿の東半里、藏井(クライ)に近接す。

(藏井)

高島(タカシマ)　今瑞穂村の大字にして、眞弓の東、巴波川に繞れり、小林と武井の中間なり。

古河志云、上高島村字ムッヤに古杉あり、此を寶樹院殿の誕生所とつたふ、四代將軍の母、御樂の方の事なり、只貫小傳に、おらくの局は、青木三太郎利長の女にて、下野國都賀郡高島村の人也、同國島田村の增山織部が娘の號になるといへり、寛永中、大奧に宮仕して、寵幸せられ、遂におもき局となる、やがて紫は增山殿と呼ばれ、慶安、寛文の際に、一門頓に榮華す、

仙光院(紫)長女　綱、品川式部大輔高如室
　二女(樂)　寶樹院殿、家綱公母
　增山彈正少弼正利、弁之助、新封侯
　次男遠江守資祇　女之助、那須家養子
　三男丹波守長政(異父弟)平野家養子
　三女(某)毛利刑部少輔元知室

又五代家(綱吉)の寵姬阿傳の方(五之丸殿と申し、法諡瑞春院)の母(高居院、古河の士小谷權兵衞に嫁す)も、高島村鶴牧某の女にて、此青木、鶴牧二家の系譜は、共に寶叢寺に傳ふ。

川連(カハツレ)　今瑞穂村の大字にして、眞弓の北なり。○國志云、昔日光寺に、昔川山城守改宗の時、永禄六年、[illegible]、眞宗寺、[illegible]せる寺院の管主[illegible]、當國[illegible]において、當寺[illegible]せしむと、云々、今栃木町の[illegible]寺と作なり、

巴波川(ウヅマ)　上都賀郡眞名子山の西麓、及び大日向村の二溜水の末、柳原村に至りて相合ひ、栃木市街の西を流れ、武井、生駒を過ぎて寒川村に至り、永野川と相合ふ、流源より測れば凡六里、寒川村以南にも、當巴波川と云ひ、二里半許にして思川に入る。巴波川は、古名寒川にて、うづまとは渦巻の義なり、巴波の文字を假りたるも、其理なきにあらず。

沼和田(ママワダ)　今栃木町の管内なれど、舊市の西に離れたる村落にて、巴波川の西縁とす。

常陸國眞壁又次郎宮政申、
右宮政、最前令參上宇都宮御陣之處、爲足利御敵治罰、丹波入道殿御發向之間、所被御下、於下野國沼和田河上、致合戰、抽軍忠之條、御見知之上者、下賜御判、誠備向後龜鏡、仍目安如件、
　　應永元年五月三日(史料、眞壁長岡文書)

大平山(オホヒラ)　今榛木町の管内なれど、西南一里余を隔て、富田大中寺の北の峯なり、標高三百四十余米、(榛木より地約四十米)、神祠あり、或は之を以て式内都賀郡大神社と爲すも、固證を缺く。大々氏は大平につくり音讀す。

聖世何山不太平、此山偏長太平名、天風吹度萬松樹、
方佛笙簧合奏聲、　　　　小野　湖山

國志云、大平權現宮は、大平山の半腹にたてり、別當連祥院殿若教寺、傳記曰、當山は淳和天皇の勅願所にて、慈覺大師草創也、神体は三光天子、本地虛空藏菩薩也、

(大平神社)

（山倉草）　太平山

三光神社の額は、後小松天皇宸翰なり、[illegible]
太平大權現、[illegible]
曲によるなれば、[illegible]
時、大平山、[illegible]
豐受大神と書上げたり、[illegible]にもあり、
大神とは大[illegible]なり、[illegible]
に因て、又三光とせし[illegible]
より、[illegible]
べからず、[illegible]
論定せざるべからず。

宗長富士紀行云、[illegible]
作野へ[illegible]
云々、一首[illegible]

庭の雪[illegible]

松杉の[illegible]

續關八州古戰錄云、[illegible]
四郎[illegible]
[illegible]

（山倉草）

[illegible]

日まで、六十日の合戰、終に和睦して引退く、云々。

栃木（トチギ）

今栃木町、人口[illegible]、[illegible]の村落[illegible]、
片岡、箱森、沼内、沼和田、[illegible]なる合
[illegible]小山、[illegible]、足[illegible]へ十七里。[illegible]平山、[illegible]
[illegible]、下都賀下野の中心にあたり、一方の都會とす。
[illegible]を距る六里
栃字は[illegible]て古書に見ざる所、[illegible]の俗用なるか、
[illegible]之に因りしより、[illegible]、遂に[illegible]
[illegible]に、トチは[illegible]
[illegible]字を[illegible]、其[illegible]文字なれど、
[illegible]に取る、[illegible]たり、鎌倉大草
紙、[illegible]の中に、[illegible]と見えたるは、
[illegible]

[illegible]

箱森（ハコノモリ）今栃木町の管内なれど、市街の西北半里。長沼系圖に、「皆川宗員の三男箱森、皆川庄箱森郷を領し、箱森右馬助と號す」とあるは是なり。一丘あり、錦着山と云ひ、修めて公園とす。

（錦着山）國誌云、錦着山は昔五郎堂と、正壽院と號し、眞言宗なり、銅佛彌陀如來を安置す、長沼七代、駿河守宗光、字を藤五郎と云ひ、無双の強勇にて、世に惡五郎と稱す、寛喜三年久[illegible]に住へ、後遁世して鎌倉新御堂に住し、淨信入道といふ、又宮中の草庵に遷住、觀應二年寂す、敵上村の地に光寺あり、貞和中、長沼藤五郎入道宗光、信州善光寺に擬して建立とつたふ。○栃木には、さのみ大坊はなし、ただ圓通寺に淨土の巨院あり、堂宇數多にて、近世は寺領五十石を有せりと。

布多郷　和名抄、都賀郡布多郷（フタ）、今國府村、及び大宮村、宮中村等なるべし、高宗郷の北とす。舊說、或は布多は下野にて、日光二荒山（フタラ）かと云ひ、又衞布多の上略にて、羽川の西村（ニシン）かと擬せられたり、されど、日光は遠き國境なれば、古代の郷里を置かれし地に非ず、舊田は古昔以來の寺間に、ニッタには非ず、原書、都賀郡の下に、布多を首書したるを思ふに、國府所在の郷名と判明せらる。但し布多の名義は原田にて、ハラ埴生、居生、宮原なども、田に亦たらず。

今村名に遺り、大宮、田村、大光寺、國府合せたり、思川の東北一里、思川の西に在り。

國府　國府の跡は中世早く頽へたり、されど在廳代官の族黨、猶累世此に古住し、南北爭亂の頃までも、府邑の形狀を留めしものなきに非ず。下野府は小山、結城の族黨、其大介職を世襲し、任々國守に任ぜられたり。是れ藤原秀郷以來の譜代の門地に因る者なるが、鎌倉幕府の庄園一統の世に及びては、國府も全く小山氏の私占に歸し、諸國の國衙公田も、小山庄と其類を同くする事と爲れり。即此には國府郡の名を命して、早く其占領を遂げられたりき、されば下野は他國に比較すれば、在廳代官の徒なく、一の小山の族黨ありて之を占有し、府政の廢絶は、最早かりし如し。

（國府郡）小山文書、年月、　寺所領分目錄、

一下野國權大介職

寒河御厨　　小山庄

國府郡内　日向野郷　菅田郷　一[illegible]島郷　古國府

大光寺　國分寺敷地　惣社敷地　同惣社野　宮居

宮目社　大塚野（下略）

（古國府）此文中に古國府と云ふは、蓋し舊府廳の地にして、今も惣社と大宮の間に古府村と唱ふるに當るならん。日向野、菅田の名は今知れず、田村、宮居などの舊地にや、宮居は[illegible]ぬべし。宮居とは、戰國時代に、多く國[illegible]に[illegible]して、城寨の義なり。

（宮居）

府中宮政所下　　下野國日向野郷住人

補任地頭職事　　左衛門尉藤原朝政

右、去年二年八月日御下文云、以件人、補任彼職者、

今依仰、成賜政所下文之狀、如件以下、

建久三年九月十二日（案主僧[illegible]別當惟連等）

國誌云、大光寺は國府村にあり、除地十石、號する光山と號す、今は日光山[illegible]、[illegible]の寶殿に、[illegible]一部ありて、寶治元年丁未八月廿日、[illegible]大光寺住侶[illegible]と記したり、[illegible]は日光小[illegible]の[illegible]に[illegible]て、寶治元年[illegible]上人[illegible]

國府址　今詳ならず、古府に古國府といふに當るべきも、制に擬未だ定まらず。和名抄、下野國府、在都賀郡、行程上三十四日、下十七日。延喜式「下野、上遠國、管九郡」と載せたり。

承平六年、平將門が、其叔父（上總介）を下毛野府に攻めしこと、又天慶二年十二月、平將門國府を攻めたる事、其[illegible]本將門記に見ゆ、

承平六年十月廿六日、將門引率[illegible]、[illegible]合戰、且射取人馬八十餘人也、彼介（上[illegible]）[illegible]大驚愕、皆[illegible]、將門[illegible]兵爲方、[illegible]、[illegible]方之陣、[illegible]後介之兵、千餘人乙夫、皆[illegible]、[illegible]之鳥[illegible]、既日、[illegible]地、日已了、其明日、[illegible]、[illegible]年十一日、將門[illegible]下野國、各[illegible]之營也、[illegible]跡、將超孤國之山、各心勇神逸、欲勝十萬之軍、[illegible]就於國廳、張其儀式、于時新司藤原公雅、前司大中臣全行朝臣等、兼見將奪國之色、先再拜將門、便[illegible]、[illegible]內[illegible]、[illegible]十五日、[illegible]

又翌年、[illegible]の出[illegible]にありし、先下野の國府に[illegible]に但[illegible]、其地理詳ならず。

扶桑略記、古事[illegible]云、天慶二年十二月十一日、[illegible]使[illegible]、常陸掾平貞盛、[illegible]萬九千人、[illegible]討[illegible]、云々、同十三日、[illegible]將門、而將門率兵、[illegible]之宅、皆悉燒廻、同十四日[illegible]秀郷等、弃身命而射合、[illegible]入[illegible]老之時、[illegible]將門之首、

東鑑、建久五年、下野國府[illegible]、公田[illegible]、鎌倉へ告ぐ、是は行房遙任にて京都に在りながら、國司の得分のみ收めたる者なれば、行房の[illegible]べからず。されど、此時に有國中若干の公田、國衙領の存在せしを知らるるが、其後は全く小山、宇都宮以下の

武士どもに、令州郡を占領せられしならん。建久五年、宇都宮左衛門尉朝綱法師、掠領公田百餘町之由、下野國司行房、經奏聞之上、差進日代、訴申之、皆爭[illegible]所濫聞食也、日代所申有其實者、可行重科之宜、彼召之仰、云々。

（咳森）

〔國志〕云、咳(シハブキ)の森は國府村の北の方、惣社との間に在り、〔忠岑家集〕に、本院の野曹、しはぶきするをきさて、

下野やしはぶきの森の白露のかかるなりにや色かはるらむ。

大塚(オホツカ)　和名抄に「大嶽、其亦作咳、之波布岐」呼も咳と同義也。今國府村の管内なれど、國府の北にて、標茅原の東とす。小山文書に、國符郡内、大塚野と擧げたり。

惣社(ソウジヤ)　今國府村の大字なれど、國府の東北半里にして、思川の岸邊に近し、小山文書に「惣社敷地、同惣社野」と云ふにあたる。惣社の民家の内、欅木、壬生の通路の東に、宮明神あり、東向し、鳥居を立て、境内廣く、老樹聳たり。惣社の舊址、即是なり、諸國の例と同く、六所明神とも稱ふ。

たえず立つ煙やむろのやしまもる國つみかみの將なるらむ、〔新和歌集〕　宇都宮景綱

室六所神社(ムロノロクシヨ)　即下野の惣社にして、室とは此地の舊名なり。中世以來、詞人室の八島てふ、綵語を以て詠唱し、遂に東國の名所と爲る、因りて幾多の附會を招けり。神祇志料に、室惣社を以て、式内大神社に擬せるは非なり、諸國の例に據るも、惣社は當然式外とす。又六所の名字につきて、六神を祭るとて、其目を擧ぐるも、古義にはあらず。殊に其室の八島の綵語に取りて、竈神(カマド)を祭れる峡と疑ふも、誤れり。（一書には、式内大神社は今惣社の相殿に祀るといへり）。（國志云、惣社六所大明神は國府にあり、社ある所を惣社村と云なり、一書に、景行天皇四十二年、國々の府中に、六所明神を祀るよしみえたり、武藏國の惣社は大國魂命にて、是も相殿に五柱を祀るよし、縁起にみえたり、常陸國の惣社も是に等し、されど府中惣社は、なべて神名帳には載らず、然るを神主等あかぬことに思へるにや、神名帳の中なるなにの神社、くれの神社などゝ、あらぬ名を引つけて、おのがまに〳〵唱ふるは、あたらぬ事なり、よく辨ふべし、さて當社、祭神は木花開耶姫命、以下六神なりといへり、社領三十石、祭禮は毎歳八月朔日、内陣に藏めおく、一日の鉾を形代として、寶所に出し、九月八日の夜、ことい内陣に納む、鉾の形は十文字鎗に似て、長二尺許あり、さて翌九日廣前にて鰶魚(コノシロ)を燒てささぐ、此日國府村、田村の雨村より、判官と唱ふる者十二人、年番に出て其神事をつとむ。

（室八島）

下野や室の八島に立けふり思ありとも今こそは知れ、〔古本、續古今〕あつまぢの室の八島におもひたつこよひこゝろ逆投のせき、〔堀川百首、隆源〕

清輔袋草子、源經兼、下野守にて在國之時、或者使書を持て向國府、不叶之間、無術之由なんどいひて、はか〳〵しき事もせず、冷然として出て、一二町許行を、更によびかへしければ、不便なりとて、可然物など可賜かと思て、なまじひに歸り來るに、經兼の云ふ、あれ見給へ、むろのやしまは是なり、都にて人にかたりたまへと、云々、彌腹立氣有て出、云々。（此事、十訓抄にもみえて少しもかはることなし、是れ即室の八島は、國府の近邊なる證なり）。○平治物語（平治元年、少納言信西の子十餘人、國々へ配流の條）成憲は下野國について、我もすむべかんなる、室八島とて見やり給へば、けふり心ぼそくのぼりて、折から感涙とゞめがたくおぼえければ、なく〳〵かく聞えける、「我ためにありけるものを下野や室のやしまに絶ぬおもひは」、○永正中東路の津登云、室八島、近き程なれば、壬生中務少輔綱房、是夜伴ひ見に罷りたり、　に打見るより　しく憐　り、折しも秋なり、言ふばかり無くして、發句をと所望せしかば、

朝ぎりやむろの八島のけふけふり、

夕の里、今朝のかき煙にやと見え侍るばかりなり、猶あはれに堪ずして、

あづま路の室のやしまの秋の色はそれとも分かぬ夕烟り哉、　宗　長

元祿中奥の細道云、室の八島に詣づ、同行曾良が曰、此神は木の花さくや姫の神と申て、富士一躰也、無戸室に入て燒玉ふ誓ひのみ中に、火々出見尊生れ玉ひしより、室の八島と申、又煙を讀習し侍るもこの謂也、はたこのしろといふ魚を禁ず、縁起の旨、世に傳ふ事も侍し。（國邑志稿、小川氏云、俗説等に、室の八島を、上古木花開耶姫の、無戸室を作りたまへる舊跡なりといふは誤れり、是も羅山文集に「室八島、池中有八島(ヤシマ)、祭八神」などいひて、無戸室の事をも引きたるに、誤られしならん）○續奥之細道云、室の八島を尋ね詣づ、木立ふりて神さびたるさま、いと殊勝なり、しげれる森の内に、いかなる人の作れるにや、回り〳〵て池を堀り、池の中に島と覺しきを、八つ殘したり、八島といふ名にめでてなせしなるへし。○木曾路圖會云、惣社大明神の前に、室の八島とてあり、池の中の島のたき二間計り、杉少々生出て、其池より水氣の煙の如く立けるを賞玩しけるとなり、今は水もなし、僅なる所なり、千載集に行能朝臣、

五月雨に室の八島を見渡せば煙は波の上よりぞ立、

奥細道菅菰抄云、詞花「いかでかは思ひありとも知らすべきむろのやしまのけふりならでは」藤原實方、此外詠みたる歌、千載、新古今、續古今等に見えたり、一説に此野中に清水あり、其水氣立昇りてけぶりの如し、是を室の八島の煙といふと。

（八島）

[illegible]、[illegible]ふれたまひて、下野國まで下り給、[illegible]て[illegible]、[illegible]て[illegible]、[illegible]、猥なく使姫有ければ、國司より催促有けれど、娘は早死したりとて、喪葬の儀式をなして、野邊に送る、棺にはつなしと云ふ魚を入て、燒て煙を立、彼魚は燒旬ひ人を燒に似たればなり、その心をよめる、

あ[illegible]に立けぶり誰かこ[illegible]ふにつなしやくらん、

このかはりにやくとよめり、それよりして、このしろといふとなん、是歟故、王子も幸に逐玉ふ、云々。

國志云、昔八島は惣社村にあり、其隣に國府村ありて、古へ[illegible]村[illegible]の[illegible]り、其河岸に清水と云地、また煙村と云も並てありて、もと煙の立し所なりと傳へたり、今[illegible]村に作る、[illegible]に[illegible]生あれば、花下[illegible]の[illegible]に依[illegible]、[illegible]のなるべし、さて袖中抄に「下野國の野中に島あり、俗に室のやしまとぞ云、[illegible]、其野中に[illegible]の[illegible]に似たるなり、[illegible]、また[illegible]に、[illegible]に身の[illegible]はてんほどをしらるれ」此歌は、竈を室のやしまとよみたるにや」云々とみえたり、守弘按に、袖中抄に記したる如く、室は地の名にて、やしまとは煙の立しに依て唱へしなるべし、其ゆゑは、やしまとは元來竈の事なり、文德實錄に、[illegible]二年十二月、[illegible]、[illegible]八[illegible]元年[illegible]にも見、[illegible]に「[illegible]、[illegible]下火八島竈神八前」ともみえ、また竹取物語にも「石の上の中納言、燕の子安貝といふものを取り得んとして、かいやしまのかなへのうへにのけさまに落給へり」とあるをも[illegible]、また[illegible]に、[illegible]をばやしまと云たり、[illegible][illegible]にも、[illegible]のわたるを、やしまのわたると云へ[illegible]と記したり、和名抄には、竈ハカマ、釜ハカナヘとあれど、かいやしまは竈の古名なること辨ふべし。

大光寺（ダイクワウジ） 今[illegible]村[illegible]なれど、[illegible]の南にして、黒川の西岸、國分寺村花見岡に[illegible]たり、[illegible]上人行狀に、大光寺村の花見岡と載すれど、水を隔てたり、小山文書には、國府郡內大光寺と[illegible]。

大宮（オホミヤ） 今[illegible]、[illegible]田、宮田、久保田、高谷（カウヤ）等を合せ、大宮村と改む。國府の南、橡木の東郊にして、武井小[illegible]（小山）の北なり。村中の一民家の、封境の中に居るものあり、古城址にやと疑はる。

小山文書に、國府郡內[illegible]居宮日社と云ふがあり、[illegible]居は[illegible]の[illegible]にして、高谷にあらずや、又宮目社とは、大宮明神なるべし。

家中（イヘナカ） 今家中村と云ひ、合戰場、[illegible]、[illegible]なども合す、國府村の西北にして、[illegible]木市街の北、[illegible]への通路[illegible]にあたる、即[illegible]の東[illegible]をあたり、[illegible]中の南に、[illegible]の[illegible]、古墳に似たる者存す、今[illegible]中に一[illegible]あり、

合戰場（カッセンバ） 今家中村の管內なれど、近世は例幣使路の一驛たり、[illegible]の北一里に滿たず、金崎宿へ二里餘、

合戰場とは、[illegible]永三年、皆川宮內少輔宗成と、宇都宮忠綱の鬪爭せる處にて、地名之に起ると、皆川系圖に見えたり、

下野やしめつか原のさしも草おのが思ひに身をややくらむ〔六帖夫木集〕下野やしめちが原の草かくれさしもはなしにもゆる思で〔夫木集〕光俊

標茅原（シメヂガハラ） 今[illegible]市街の北方の[illegible]を云ひ、[illegible]に合戰場、川原田、木野地等に涉る。散在の林藪叢澤はげに古荒原の風色を留む、巴波川の諸源泉は、此間に伏する者とす。

（川原田）

[illegible]たのめしめちが[illegible]中にあらん[illegible]は、〔新古今〕此歌は、京都東山清水寺觀音の冥示なりと傳へらるるが、今此地吹上の善應寺にも、觀音堂ありて、偶然にはあらざるに似たり、されど歌意もと明白ならず、[illegible]てはいはず。○標茅とは標地にて、標示して占めたる土地をしめちと云ふならん、標野（シメノ）の古語あり。されど又濕地（シメヂ）と解き難きにもあらず、非の名に濕地[illegible]もあり。又古[illegible]に[illegible]とも云へ[illegible]俗に白地原と呼ぶ。

（白地原）

河野氏云、[illegible]は[illegible]田村にあり、伊吹山より十餘町東の方にて、今しめぢが原と[illegible]れり、[illegible]の[illegible]にも、標茅原は伊吹山の富野なるべしと記したり、則此原中に艾草あまた生ず、[illegible]、または日光山などにも、標茅原と唱へ來る所ありて、さまざまの說どもいふあれど、論にもたらず、但し日光山の方には、艾草ありて、是を摘てひたし物、またはあつ[illegible]などに[illegible]ふに、味ひ甘美にして苦汁なし、そは深山に生るゆゑなるべし。

伊吹山（イブキ） 今吹上村の[illegible]山の[illegible]こと[illegible]、[illegible]く百二三十米突の小轡のみ。（標高百八十餘米）

おぢきなや伊吹の山のさしも草おのが思に身をこがしつつ、〔六帖〕かくとだにえやは伊ふきのさしも草さしもしらじな[illegible]思ひを、〔[illegible]〕

まことや、下野へくたるといひける人に、

思ひだにかゝらぬ山のさせも草誰かいふきのさとはつげしぞ、〔枕草子〕

國志云、伊吹山は吹上村にあり、[illegible]より[illegible]の[illegible]にて、今道一里餘あり、其[illegible]に[illegible]寺と云ふ[illegible]ありて、伊吹山と號するなり、また境內に[illegible]、是は古へ標茅原にありしを、こゝにうつしたる也とぞ、其あたりに艾草あまた生ず、葉の形常より大きくて、

薬さき七尖なり、尤も功能他に異なるよし、さて伊吹山の事は、[illegible]に「此山は美濃と近江との境なる山にはあらず、下野なり」と記したるよし、[illegible]抄にみゆ、また勝地吐懐編に、さしも草とよむは、皆下野なりと記したり、[illegible]、川原田村にあり、[illegible]は[illegible]の[illegible]に、[illegible]おほし、此所は伊吹山の麓にて、謂ふ所の標茅原なり。

吹上（フキアゲ）

今吹上村と云ひ、川原田、木野地、細堀、野中、千塚、大蔵等を合す、栃木の西北一里。

吹上は、近世、有馬氏の陣屋あり、初め、[illegible]、有馬玄蕃頭豊氏の三男、伯耆守頼次、紀伊宰相（徳川頼宣）に仕へ、其裔孫兵庫頭氏倫、八代宰[illegible]徳川吉宗に侍して、江戸幕府に入り、遂に大名に列せられ、享保十一年、上総国五井を賜り、[illegible]一万石、天保十三年、[illegible]頭氏[illegible]の時、吹上に[illegible]移されき。

（吹上城址）○吹上城址は、村の北端、伊吹山の辺にありたり、[illegible]壘、儼然として存す、[illegible]に[illegible]、[illegible]の世の修築にや。

委文郷（シツリ）

和名抄、都賀郡委文郷、（[illegible]、[illegible]）[illegible]の誤なるべき事、已に[illegible]の[illegible]あり[illegible]て、今の皆川村、吹上村、寺尾村等にあたるか、皆川村は大字に志鳥（シトリ）といふは、即古郷名の遺称なり、中世以降、小山氏の別族、此地方を占め、皆川庄と称したり。

（志鳥）

皆川（ミナガハ）

皆庄名なるが、今は城内、[illegible]、[illegible]、[illegible]、志鳥、[illegible]（ガウヘ）等を合せて皆川村と[illegible]、[illegible]は其城内の地にして、栃木の西一里半。

東鑑、小山朝政、[illegible]の條に、[illegible]といふ人あり、[illegible]とよみて、[illegible]皆川の事なるべし、[illegible]、[illegible]皆川[illegible]、[illegible]

（皆川）長沼淡路守[illegible]、[illegible]皆川[illegible]と云へり、累代の家亡びて後、長沼皆川氏之に代れる[illegible]似たり。（国志云、皆川四郎左衛門尉宗員より、[illegible]宗常に至て、六代相続しけるが、[illegible]、元亨三年二月、宗常生害し、所領没収せられて断絶に及べり、其後百余年を経て、嘉吉の頃、同姓長沼[illegible]、[illegible]皆川と名乗て、子孫繁昌せり、[illegible]、此[illegible]に[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]に[illegible]す、[illegible]、[illegible]、[illegible]守[illegible]、[illegible]に[illegible]、[illegible]、[illegible]に[illegible]、近代そこに住す、[illegible]、[illegible]、[illegible]、紀伊守[illegible]に[illegible]れしが、[illegible]、[illegible]、[illegible]、会津[illegible]を[illegible]、[illegible]に[illegible]す、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、皆川[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、皆川家中[illegible]、[illegible]の元祖なり。

皆川城址（ミナガハ）

今城内山（ジヤウナイ）と云ひ、山の南面、六七段の層を成[illegible]、[illegible]なり。天正十八年四月、皆川山城守[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、徳川公に降参したれど、皆川城は、[illegible]、[illegible]、[illegible]長五年、小山陣の時、廣照功を以て本領の地を復せられ、八年、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、其子[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]と云ふ。

板坂卜斎記云、小山陣の時、皆川山城守へ、[illegible]に[illegible]

淡侯は「そなたは、本地へ家人など集め、[illegible]地せられよ」と、御意、小山より皆川へは、二里余あり、一萬石の身上にて候ひつる皆川が、四萬石余の身になられ候。

皆川、長沼は一族なり、されば家號も相通じて称へたる如し、遂には皆川[illegible]、長沼[illegible]と唱ふることあり、[illegible]倉九代後記に、天正十三年四月、皆川山城守[illegible]する長沼城を、北條氏[illegible]攻めたる事を載するは、此皆川城也、芳賀郡の長沼に非ず。

関八州古戦録云、永禄九年、川越、松山の人数、皆川[illegible]へ押寄ける[illegible]、城主長沼信濃守[illegible]、子息皆川又三郎[illegible]、並に関口但馬守、幸島式部丞、[illegible]田弾正忠、[illegible]附玄番允、植倉大炊助、野中右京進、植竹主[illegible]守、[illegible]等、寄手利なくして引退く。

傑岑寺（ケツシンジ）

国志云、皆川傑岑寺は曹洞[illegible]、[illegible]田五十石、開山[illegible]、[illegible]皆川山城守[illegible]、其父[illegible]の為に建立す、後[illegible]は[illegible]正元年九月、下野の国富田[illegible]の合戦に打死す、又[illegible]、時宗にて、後宗の父成[illegible]の為に、天文二十年建立する者と云ふ、○[illegible]上[illegible]灯録に、天嶺は、永禄十二年、上州龍門寺に住し、天正甲戌、傑岑寺を皆川に開き、乙卯の夏、大中寺に移り、戊子の夏寂すと云々。

[illegible]寺は、今[illegible]村の[illegible]に存す。

空華日工録云、下野州、地称皆河者、一日大雨雷鳴、[illegible]、[illegible]一片石、[illegible]不動明王像、[illegible]、[illegible]之、[illegible]云。

今[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]

錫山

今[illegible]、[illegible]、[illegible]等と組合せ、[illegible]と改む、[illegible]皆川[illegible]、[illegible]に[illegible]て、[illegible]、[illegible]、[illegible]皆[illegible]に[illegible]、[illegible]し、[illegible]、[illegible]に[illegible]す、[illegible]に[illegible]、[illegible]を[illegible]とあるか[illegible]等と見ゆるなれど[illegible]なく[illegible]賀いなべ山、

といふ[illegible]、[illegible]を[illegible]と呼ぶ、安蘇郡葛生村と相表裏す。

[illegible]

下野国誌部、今世野、[illegible]十王子、[illegible]、大日如来[illegible]。

今泉、古河[illegible]、[illegible]へらるる球址を、[illegible]

出流山

[illegible]

[illegible]

木村

今[illegible]

華厳寺

[illegible]

[illegible]神社

[illegible]

北中伽階せらる、是は古事記に、大禍津日神と云ふを、日本紀に大禍津日神とあり[illegible]、即ち[illegible]日神と同じきを知るべし。

深澤（フカサハ）　今[illegible]村[illegible]内にて、本[illegible]里、[illegible]氏[illegible]の[illegible]行道場、[illegible]寺あり、[illegible]出山あり。天正元年正月、佐竹義重、[illegible]に出し、都賀郡[illegible]、[illegible]村[illegible]

眞名子（マナゴ）　今[illegible]名子村と云ひ、上都賀郡[illegible]、巴波川の東にあたり、山[illegible]、當[illegible]下都賀に入る。本村の西北一里半、鍋山の東北にあたり、[illegible]上野[illegible]に、結城晴朝[illegible]眞名子[illegible]、[illegible]に額して、[illegible]と云ふ、[illegible]云々。

金崎（カナサキ）　今[illegible]、木[illegible]、[illegible]、[illegible]、相合せて西方村と改め、上都賀郡[illegible]と[illegible]し、當[illegible]幣路の一驛にして、檪木より三里、此にて小倉川を[illegible]し、鹿沼に至る[illegible]

西方は[illegible]にして、[illegible]一流之を領有し、[illegible]氏ともいへり。宇[illegible]同じ[illegible]中に[illegible]、[illegible]其夜[illegible]聞[illegible]西方、[illegible]

違候、仍状如件、

永正七年庚午卯月八日　　寶珠庵[芳賀[illegible]]　　[illegible]

西方城址（ニシカタ）　國志云、[illegible]之に居りしと云ふ、[illegible]慶長六年、[illegible]杉氏の[illegible]西方一萬五千石を[illegible]、之に入部し、元和二年に至る、當時修理する所ありしならん。信吉嗣なく、宗[illegible]、[illegible]

[illegible]

山後郷（ヤマジリ）　[illegible]

山入郷　[illegible]へど、疑ふべし。山後、[illegible]人の二郷[illegible]

田後郷（タジリ）　[illegible]生の邊に郷名を缺く、猶考ふべし。

壬生（ミブ）　今壬生町と云ひ、人口八千、檪木の東北二里、[illegible]

[illegible]名を存せり。［國志］云ふに、壬生宮務家の家領なりしに[illegible]、[illegible]人々の下向して、遂に土着したる歟、され[illegible]あり、城址の[illegible]

[illegible]壬生は一家なるに、佐野系圖に已に鹿沼[illegible]

壬生城址　[illegible]

[illegible]兩等氏云、[illegible]宇都宮[illegible]に、壬生、鹿沼の兩城主、壬生[illegible]、下[illegible]の子にて、[illegible]、[illegible]是子、豐城入彦命の後裔、壬[illegible]、[illegible]に下向し、[illegible]に住す、其子[illegible]入道[illegible]、鹿沼[illegible]合し[illegible]、凡南は都賀郡大宮村、

[illegible]足尾山、北に[illegible]山を出で[illegible]、
一面の[illegible]、宇都宮の[illegible]にして、[illegible]の[illegible]
[illegible]、第一の[illegible]たり、[illegible]に[illegible]芳賀[illegible]
[illegible]、宇都宮[illegible]に[illegible]、[illegible]
なるにする[illegible]、[illegible]、北條氏[illegible]に[illegible]
[illegible]山城守[illegible]へるに、北條の[illegible]下に[illegible]
[illegible]たり、されど[illegible]壬生[illegible]より出たりと云ふは[illegible]
[illegible]、[illegible]の[illegible]、[illegible]より出し[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

雄琴神社（ナヲコト） 今壬生町の東北、黒川の岸頭に在り、[illegible]
[illegible]、壬生[illegible]、祭神一品[illegible]、[illegible]
中、壬生宮[illegible]、下向の[illegible]、[illegible]近江[illegible]
[illegible]より勧請す、文明元年の事なりと、[illegible]
[illegible]の里に通ふに治まれる世の[illegible]

今按、[illegible]壬生宮[illegible]なる[illegible]、[illegible]壬生[illegible]、中[illegible]

[illegible] 今壬生町の[illegible]、黒川[illegible]、国分寺の
北[illegible]中の[illegible]。小山[illegible]
[illegible]
[illegible]六尺[illegible]
壬生[illegible]に小[illegible]、[illegible]あり、[illegible]
[illegible]村に[illegible]
[illegible]

稲葉 今稲葉村と云ひ、七石（ナナイシ）、羽生田を合せ、壬生町の
北に隣り、黒川、小倉川の二流を挟む。[illegible]
[illegible]、小倉川[illegible]
[illegible]を見る、[illegible]、必ず[illegible]人に見せ
[illegible]下野の[illegible]の[illegible]とよみしとか、今は
[illegible]
[illegible]

七つ石といふ所に、[illegible]といへるあり、[illegible]
たる[illegible]、[illegible]より打出で給ふ時、[illegible]

(石七)

羽生田（ハニフダ） 今[illegible]
[illegible]

上都賀郡（カミツガ） [illegible]
[illegible]、之を[illegible]に治し、今[illegible]
[illegible]、二十一[illegible]
[illegible]、足尾山、日光山[illegible]
[illegible]、水系[illegible]
[illegible]

永野（ナガノ） 今永野村と云ふ、[illegible]
[illegible]
[illegible]

(野長)

て、糟尾の奥に城をかまへたて籠る、仝廿九日、赤戸、上杉、白旗一揆發向す、白旗一揆先日の恥をすゝがんとて、まづ一番にかゝり、長野城を攻落し、悉く放火す、同十一日、寺窪の城を攻落す、四月十三日、終に打負、若犬丸の父入道永賢、自害して失にける。[illegible]頼印行状記云、永德二年四月十一日、寺窪の城を責ひしに、一戰に及ばず、弓箭を捨て逃ぐ、同十二日、[illegible]の城にいてむ、[illegible]なき[illegible]、むかし[illegible]地のごとく、強きを挫くと枯木を折に似たり、[illegible]りしかば、永賢父子一黨夜に入て沒落、同十三日、逍手を所々に懸け、已の刻計に永賢を取圍む間、山中において自害す、若犬丸は行方をしらずなりにける。

粕尾（カスヲ） 今賀蘇尾村と云ひ、永野の北なる山谷を占め、長さ六七里に及ぶ。[illegible]は[illegible]尾山と呼び、南東に下り、栗野川を容れ、大蘆川と合し、小倉川と稱る。粕尾川の奥は、足尾と一嶺相分つのみ、[illegible]倉[illegible]、並びに明上院頼印記に、糟尾に作りたり。頼印行状記云、永德二年三月廿二日の夜、永賢[illegible]に若犬丸、祇園城を放火して、糟尾の奥に城を[illegible]、[illegible]へ聞く、彼城は大嶺の[illegible]、[illegible]の谷なり、岩[illegible]して、嶮岨を東[illegible]を構へて、[illegible]歩[illegible]、[illegible]牢也、况や兵馬をや、[illegible]、彼城中には[illegible]、[illegible]者に[illegible]、[illegible]を通ずれば、攻伐の功、[illegible]に成かたし[illegible]。

（糟尾）

粟野（アハノ） 今粟野村と云ふ、粕尾の[illegible]北にして、長さ四里許、[illegible]尾川[illegible]入る。天正十三年七月、皆川[illegible]、[illegible]日粟野に入り、[illegible]城[illegible]、[illegible]多く、皆川方にては、大將[illegible]、[illegible]三人、將士討死し、佐野方にても元國はしめ、三十七人の討死あり、城は遂に皆川氏に[illegible]はれたり〔關東[illegible]記〕、下野國誌

深程（フカホド） 今久野、[illegible]と合して、清洲村と改む、粟野の南、粕尾の谷口にあたり、全[illegible]の西北一里一里半。國志云、[illegible]上寺、半田村にあり、[illegible]田百十石、[illegible]山[illegible]寺[illegible]上人にて、本尊薬師如來、境内に弘法大師の影堂あり、弘仁十一年、大師日光山へ登山の折、自刻の像をこゝに安置すと、[illegible]後に[illegible]尺[illegible]なり、[illegible]山[illegible]高野山蓮勝院と號するなり

（[illegible]上寺）

南摩（ナンマ） 今南摩村と云ふ、粟野の東に鄰り、大[illegible]谷の谷口とす。南摩川[illegible]大蘆川、[illegible]川の合流に[illegible]り、粕尾川の左岸に合し、更に小倉川の名あり。國誌云、南摩村實[illegible]寺は、天正年中、大[illegible]伊賀守[illegible]寺と[illegible]、佐[illegible]に「[illegible]守[illegible]男、七郎[illegible]、[illegible]生上[illegible]合戰の[illegible]、久[illegible]、南摩等之[illegible]」[illegible]す

尾裂山（ヲサク） [illegible]野村の北[illegible]して、[illegible]の南にあたり、加[illegible]山[illegible]ここに在り、[illegible]に[illegible]と稱へらる。國誌云、石[illegible]、[illegible]の中腹に、岩窟二所ありて、其に[illegible]、[illegible]は石裂[illegible]神なりとて、粟野目にては[illegible]川と書き、久賀目にては石裂山と書き、共に[illegible]久と[illegible]、尾[illegible]、[illegible]に石[illegible]を、石裂と書くは[illegible]、[illegible]田[illegible]なり、[illegible]は久賀村に[illegible]

（加蘇山神社）

加園（カゾノ） 今加[illegible]村と云ひ、[illegible]の北に[illegible]して、鹿沼町の西一里。[illegible]南摩村に至り、大蘆川と相合ふ。

（[illegible]久）

大蘆（オホアシ） [illegible]谷の名に呼び、[illegible]田、糟尾の北十里許の間嶺な[illegible]云へり。今東大蘆、西大蘆の二村に分ち、溪流は即大蘆川なり、其源は日光古峯原に出づ。

引田（ヒキタ） 今上[illegible]、日向、[illegible]野谷等と相合し、東大蘆村といふ、[illegible]の北一里、鹿沼の西北二里

草久（サクウ） 今大久保と合せて、西大蘆村といふ、引田の西四里、足尾と一嶺を隔て、相去る二里。古峯原は草久の北嶺なる、[illegible]近世日光山の[illegible]たり、

古峯原（コブガハラ） 今西大蘆村草久の[illegible]地にして、日光、足尾の交界に近接する山谷の[illegible]名なり。古峯神社は、近年改[illegible]して、神道に[illegible]し、白[illegible]神と[illegible]へ、倭[illegible]尊の[illegible]を拜する所とす、創始不詳。近世は、[illegible]者之を奉じ、遠近の崇信を得たり、遠州秋葉神、信州[illegible]神、[illegible]の類なり。〇日光山志云、日光山[illegible]の内、大[illegible]、地名古峯原といへる所に、石原隼人住す、日光より七里西南の方也、傳へ云ふ先祖は役小角に仕へし[illegible]行者にて、即妙童鬼が子孫なる由、[illegible]くより此所に住し、當山内の行者、[illegible]家へ行きて一宿し、夫より入峯修行すること、古來より[illegible]なり、種々傳說を唱ふれども、[illegible]かなることは知らず、近年家を分けて、主水と稱するものも同所に住めり。

（古峯神社）

小倉川（コクラ） 粕尾、大蘆（南摩）の三溪、西方村の邊に於て相合し、此名あり。以下金崎宿を過ぎ、壬生町の南に至りて、思川を其左岸に合す、此間凡三里、以下には、[illegible]思川と云ふ。

押原（オシハラ） [illegible]名なるが、今は鹿沼の南に、南北の二村を建つ、[illegible]押原村、[illegible]原、[illegible]出の[illegible]北押原村と云ひ、押原[illegible]即鹿沼[illegible]にして、[illegible]存す、押原[illegible]と、[illegible]の[illegible]あり、[illegible]に[illegible]くにや、中に、押原は[illegible]原の[illegible]かといへり。

檜木　[illegible]

[illegible]礒村は、笹倉大草紙、結城陣実々の中に、伊賀野、伊賀山、又礒孫次郎などと載せし人々の住居なりしにや、詳にし難し。藤江は礒村の東にて、黒川の右岸なれば、犬飼村に近し。

奈佐原(ナサハラ)　今礒山、[illegible]山、[illegible]井、[illegible]と同合せ、[illegible]、[illegible]奈佐原の[illegible]にて、黒川の西岸にあたれり。

村井(ムラヰ)　今[illegible]日光左[illegible]、[illegible]は、[illegible]、如何。

従来年、大神宮え御最花、貳百疋、永代濟納可申候、[illegible]

村井之地方百疋　[illegible]

[illegible]

國誌に、村井奈佐原の邊に、大門備と唱ふる地名ありといへり。壬生系圖に「綱房、弟左衛門尉資長、稱綱次郎、[illegible]」[illegible]

(殿上)

黒川(クロ)　又鹿沼川と云ふ、板荷村の奥、黒沼(今日光町の管内)に發し、南に下り、武子(タケシ)に至り、文挾川な[illegible]、鹿沼町の東を下り、[illegible]にて小[illegible]川と相合ひ、[illegible]

犬飼(イヌカヒ)　[illegible]名にして、[illegible]北の二村を立つ、[illegible]犬飼郷と[illegible]あるは、[illegible]

[illegible]

下野犬飼郡、[illegible]、[illegible]

中[illegible]、

[illegible]

安塚(ヤスツカ)　今小[illegible]と云ふ。下都賀郡の管内なれど、南押原村の東にて、壬生の北三里、※川に近し、宇都宮へ一里半。

[illegible]

石川(イシカハ)　[illegible]

鹿沼(カヌマ)　[illegible]

[illegible]山等の祖とす。〔國誌〕されど、續類從系圖には、芝[illegible]

(下府所)

[illegible]に、下野府は在昔下府所にありと說くは、府の文字あるにつけての附會のみ。

今宮神社(イマミヤ)　[illegible]

[illegible]政所、壬生下總守綱房云々、鹿沼の日光備たりしこと確證して餘あり。因りて、此なる政所の壬生氏は、京師官[illegible]なりしことなも、辨議すべし。從ひて、日光に謂ふ所の[illegible]

[illegible]

中世の附會に出づる者歟。

鹿沼城址(カヌマ)　[illegible]

行によれば、永正中、既に綱重此に居館す。

東路の苞云、宿の入口より、日光山へ行く[illegible]

[illegible]

わかえ見ん黒かみ山のおきのしも、

[illegible]

なり、黒髪山の麓なればなり、綱重の子、むまご、須[illegible]いろく装ふたるんなれば、それより作る、り、伊勢佐八神主文書に依て按ふに、壬生系圖に、綱重の名を洩せり、蓋綱房の子は綱重にて、綱雄の子は義雄なるべし、其故は、天正四年、綱房害せられし由、山縁書に載せたりと雖、其にては年數相違せり、今宮棟札に、天文三年、綱房新造の事を記し、二男[illegible]、年數十七とあり、系圖に[illegible]を以て綱房の弟となしは、誤りなるべし、五代目[illegible]今[illegible]、天正十五年、今宮の棟札今猶存す、同十八年小田原に出陣して、竹沼川を守り、七月酒匂川にて卒す、故に壬生、鹿沼の兩氏、家臣[illegible]す、「押原推移録」城址は今宮の西にて坂田山といふ。

今武子、下田、富岡と組合せ、菊澤村と改む、鹿沼町の西北二里、大蘆の東なる山谷に當る。

見野（ミノ）

國誌云、見野村長光寺の境内、菊澤と云ふ處に、萬里小路中納言藤房卿の遺跡あり、去る明和丁亥、時ならぬ霖雨にて、山崩れしたるに、長七寸許の銅塔一基現はれ、中に觀音の[illegible]佛、[illegible]三寸八分のもの出あり、其外古[illegible]九百七十六を出たり。「押原推移録」に[illegible]り）

菊澤神社（キクサハ）

又貴公澤、喜久澤に作る。明治維新の初め、見野村長光寺の菊澤に、藤原藤房卿の祠堂を起し、後宮[illegible]、[illegible]、[illegible]一名[illegible]、[illegible]、[illegible]の遺品、[illegible]、[illegible]目の[illegible]にして、[illegible]、同[illegible]に出でたる所の虚空藏の小像は、江戸早稲田の濟松寺にありといへども、好事者の贋作なる[illegible]し

板荷（イタガ）

今小來川を合せ、板荷村を改む、見野の西北にして、[illegible]山谷なれど、[illegible]を擁む、即黒沼より[illegible]する黒川の[illegible]なから、大[illegible]の北にして、日光、今市の南にあたる、近世は日光の[illegible]たりき。

小來川（チヨロカハ）

板荷の西なる山村なり、その北に黒沼あり、黒川の源泉とす。（國志云、小來川の[illegible]、日光山の星宮[illegible]を[illegible]、すべて小來川、大[illegible]、日光[illegible]に、[illegible]宮あまたあり。）

文挾（フバサミ）

今文挾、[illegible]、小[illegible]と組合せ、落合村と改む、[illegible]にして、近年は日光[illegible]の[illegible]場あり、[illegible]山を[illegible]、鹿沼へ、五里、今市へ七里。

[illegible]山記云、入小倉村、地名[illegible]、北[illegible]田、[illegible]、[illegible]十[illegible]、[illegible]、[illegible]

（小倉）

中、[illegible]云、[illegible]村、自[illegible]村、[illegible]、[illegible]

倉村、[illegible]、[illegible]、[illegible]小

光、[illegible]、[illegible]

板橋（イタハシ）

今文挾、[illegible]、落合村と云ふ、[illegible]今市の[illegible]小[illegible]なり、[illegible]「[illegible]」、[illegible]、[illegible]、[illegible]

自[illegible]、[illegible]、[illegible]

荒針（アラハリ）

今[illegible]、[illegible]、[illegible]して、[illegible]、[illegible]一里半に[illegible]

田谷寺（タヤ）

[illegible]

（大谷）

[illegible]

別に石室を爲す、[illegible]、異にし、[illegible]、漫遊文[illegible]云、[illegible]、當十[illegible]、[illegible]、[illegible]之寄、[illegible]之[illegible]、[illegible]、想、[illegible]、此里[illegible]、有多氣山、亦宇都宮[illegible]城之趾。（國志云、大谷寺は[illegible]石、天開山と號す、本尊千手觀世音、丈六[illegible]の[illegible]壁へ[illegible]付たる丈六の像なり、[illegible]開基へ[illegible]、基は[illegible]僧正と聞え、[illegible]弘法大師第一の法嗣なり、宇都宮[illegible]寺、長沼[illegible]、日光山の[illegible]院の開山なり、當山より、大谷石とて、切石を出せり、他の石と異にして[illegible]かなり。

古賀志（コガシ）

今城山村の大字にて、多氣山の西南麓なれば、文[illegible]に遠し。國志、[illegible]系圖に「天正十四年、北條氏政東攻之刻、多氣山[illegible]城郭、[illegible]、於古賀志表、[illegible]、自宇都宮[illegible]」云々。古賀志[illegible]

多氣山（タゲ）

今河内郡城山村の[illegible]、其北は大澤村[illegible]東は[illegible]村に[illegible]。鹿沼の東北二里餘、宇都宮の西北三里。（[illegible]

（下田）

[illegible]、[illegible]多氣山の不動堂建立につきて、佐竹家より手傳として、鹿[illegible]の本尊なり、云々）

宇都宮與發記云、天正十三年十二月、[illegible]方大軍（北條氏[illegible]）[illegible]

（城山）

[illegible]

信濃守定久、黒崎、神山、小倉、吉田等に守らす。○武徳編年集成云、天正十七年十二月、野州宇都宮三郎左衛門尉國綱、佐竹義宣、同義重五[illegible]騎を率して、[illegible]、[illegible]下に至る[illegible]を破し、北條家へ手切の為めに、[illegible]田[illegible]の城に[illegible]ける、其後[illegible]中房[illegible]に[illegible]を[illegible]し、[illegible]の色を立させける、云々。

河内郡

河内郡（カハチ）　下野州の中央にあたる、北は塩谷、東は芳賀、高原（カハラ）の山谷を擁し、西南は都賀たり結城郡に接す。今面積二十七方里、人口十二萬、一町二十二町村に分つ、郡治は、宇都宮と共に、其宇都宮にあり。

本郡は、地形に相し、下都賀郡の東村、石橋町を河内郡に属し、[illegible]山村を本郡より上都賀へ移したり、又日光に[illegible]を建てゝ、二郡に相比したるを以て、本郡管の大澤、豊岡の二村は、日光町の下へ移す。

河内は和名抄、十郷に分ち、文武紀、慶雲四年三月、下野國[illegible]古麻呂、[illegible]下野國[illegible]石代郡、河内[illegible]言之」と見ゆ。其後にも呼ばれしを知るべし。延喜式に、河内郡二荒山神社と載せ、日光山も元本郡管たりしが、何の世よりか、郡界移動す。南境、高根郷、田祖郷等の、都賀郡より本郡へ轉屬したるも、其時代を詳にせず。近世、貞享中、河内郡高十萬六千石と稱したり。或は、本郡中世、宇都宮の[illegible]ありとも日ふ、[illegible]を知らず。○[illegible]志[illegible]云、河内郡、在[illegible]野川流、[illegible]、[illegible]年[illegible]、下毛野川内[illegible]、[illegible]、河内郡上丁、[illegible]、[illegible]、[illegible]郡、[illegible]、郡有[illegible]、其名是也、[illegible]也。

高栗郷（タカハ）　和名抄、[illegible]郷、[illegible]は[illegible]の誤とす、[illegible]、下野國都賀郡、高栗郷、封五十戸」とあるに合考すべし。其地は、今の[illegible]村、石橋町、多功村、[illegible]寺等にあたり、[illegible]て河内郡へ入る、其高栗の名は、もと河水[illegible]に因れるものにして、[illegible]川の西邊に當る一帶の南は小山常、高橋郷にして、高橋は舊下總國結城郡の所管と知るべし）

姿川（スガタ）　多氣山に發し、南流、[illegible]上、篠田、吉山、大領等の村落を經由し、三拜河岸（都賀郡）に至り、思川に合す、長十里。

[illegible]いでていく日もたら[illegible]姿川[illegible]ある[illegible]の[illegible]にうつれる、

林[illegible]、小山[illegible]北、有小山氏[illegible]、[illegible]有[illegible]、[illegible]、其[illegible]、[illegible]、間[illegible]、不[illegible]、[illegible]村、路左折、[illegible]一本、日光川、[illegible]、源出於大谷寺西、[illegible]、又一本日[illegible]川、[illegible]、不知其[illegible]、亦[illegible]思川合流、[illegible]。

大領（ダイリヤウ）　今下都賀郡の管内にして、石橋町の[illegible]、[illegible]川の東邊にあり、大領とは、[illegible]の一稱な[illegible]、[illegible]あり。[illegible]大[illegible]に[illegible]の古[illegible]を[illegible]くは、何の[illegible]なる[illegible]らず。○今、石橋停車場を[illegible]西方十[illegible]間、[illegible]を[illegible]西方一里、大字[illegible]の田畝の中央、一[illegible]の[illegible][illegible]ある林中に、方一間[illegible]の石の[illegible]、[illegible]に高[illegible][illegible]の[illegible]に「[illegible]」とあり、其左右に、往古よりの石塔[illegible]と[illegible]ものも[illegible]べあり。

吉山（ヨシヤマ）　今[illegible]と改む、下都賀郡の管内にて、[illegible]の北に連なれり。[illegible]は其下吉山に[illegible]し、[illegible]の西北半里、壬生町の東北一里半。

（兒山）

吉山（ヨシヤマ）は又兒山に作る、宇都宮の一黨之に居り、兒山氏といへり（下野國誌云、多功[illegible]石見守[illegible]、[illegible]兒山[illegible]、[illegible]田、[illegible]河守[illegible]、[illegible]入道[illegible]、[illegible]失盛氏がすゝめに依て、下野に發向し、まづ小山高[illegible]攻むるに、一戰にも[illegible]、[illegible]、壬生[illegible]を攻落し、宇都宮[illegible]、多功に向ふ、當城は多功石見守長朝、[illegible]衛門[illegible]をたしめ、[illegible]河内守[illegible]、同[illegible]五[illegible]吉朝、[illegible]守[illegible]、上野[illegible]、兒山三[illegible]左衛門[illegible]、[illegible]、高木[illegible]、其外本山[illegible]守、[illegible]守、[illegible]丹波守、坂治部、小菅[illegible]八等、[illegible]合て[illegible]ふ、宇都宮よりも[illegible]ヶ井信[illegible]守[illegible]、矢[illegible]守[illegible]に、[illegible]の[illegible]を[illegible]へて、[illegible]、[illegible]合て[illegible]、[illegible]、兒山、高木、飯塚ヶ井、矢板等、まづ先に進で討死す、其いきほひに寄手敗走して、[illegible]へ引退、今多功の西の方、下吉山の原中に、[illegible]防守[illegible]のありて、[illegible]防塚と唱ふるなり、云々。

（稍堂原）

石橋（イシバシ）　今石橋町（下都賀郡）人口二千餘、一驛にして、雀宮と小金井の中間とす。驛東は直に多功村に接す、又[illegible]北雀宮に至る[illegible]を、稍堂原（サヤンダウ）と呼ぶ。[illegible]日光[illegible]、[illegible]宇都宮[illegible]、[illegible]小[illegible]の[illegible]に[illegible]したり、宇都宮[illegible]の[illegible]、[illegible]、石橋の間[illegible]寺、爰にいと大なる椿立てり、法の燈火掲げ傳へて、八千代の陰いと賴母し、御輿暫し止りつ、稍堂の原など行き〱て、雀の宮の寺へ[illegible]、[illegible]ともいこ、[illegible]二年、宇都宮[illegible]、其[illegible][illegible]れしに、[illegible]の[illegible]けれは、[illegible]といふに因り、此名起る、下の裳原を合看せよ。○紫[illegible]山記云、自雀宮、經石橋、[illegible]小金[illegible]、[illegible]足[illegible]、[illegible]

紀行曰「盤若[illegible]、又[illegible]、白[illegible]、[illegible]、席
地南居、[illegible]、[illegible]、唯今存五十年、
田野園南民[illegible]、[illegible]。
[illegible]
界千疇。 [illegible]

（田郡） **多功**（タコウ） 今明治村と云ひ、石橋驛の[illegible]、[illegible]の田郡[illegible]にあたり、下野[illegible]にて、[illegible]内郡）に達す、蓋往時は都賀郡の管内なりしなり。
多功は近世の初めまで、猶驛次にして多功宿と呼ばれたり、小山より、[illegible]、多功、[illegible]、[illegible]近世に及び、小金井、石橋[illegible]て、[illegible]、[illegible]と爲る。（田部の[illegible]は、[illegible]、中世の諸書に多く多功（コウ）に作る。

（多功）

多功城址（タコウ） [illegible]
多功氏は宇都宮一黨にして、石見守宗朝を祖先とす。○宇都宮[illegible]び見山、大領、成田、繚等千五百町を領知し、十[illegible]賀に至り、慶長二年、本家と共に當没せらる、[illegible]昌寺は[illegible]尚を中興開山とす、曹洞宗にて多功氏十三代の石塔あり、[illegible]
永祿元年五月、[illegible]
凡本州の各地星を祭る者、蓋皆日光の星宮を摸[illegible]

たり、其付民、若鍵を[illegible]はず、笑ふべき也、本草綱目に[illegible]、[illegible]、[illegible]北斗、有自然之[illegible]、故[illegible]と云々とありて、[illegible]名[illegible]なるを、ウトヤと混じて[illegible]は、[illegible]などの[illegible]なるべし。

大山（オホヤマ） 今多功村の大字なれど、[illegible]多功宿の東北半里、古は[illegible]名に呼べり、石[illegible]、藥師寺の邊まで、大山郷と呼びしことあり、大山の北を中[illegible]と云ひ、又多功村の管内なり。

簗（ヤナ） 今多功村の大字なれど、多功宿の東にして、田川の邊に居り、川中子と相對す。
多功系圖、六代石見守宗[illegible]の五男、河内守[illegible]光は、[illegible]を[illegible]し、其子吉[illegible]は、[illegible]五郎と稱す。宇都宮興廢記に、[illegible]年正月、[illegible]、南方勢（小田[illegible]）を拒ぎて[illegible]由見ゆ。

藥師寺（ヤクシジ） 今村名に呼ぶ、石橋の南一里、小金井の東北三十町、中世には[illegible]名にも呼べり、宇都宮の一[illegible]に[illegible]し、藥師寺を稱したり
[illegible]
下野國藥師寺庄半分、[illegible]田、[illegible]、[illegible]見申
[illegible]
右[illegible]、[illegible]也者、早守先[illegible]、可令致沙汰之狀、如件、
明德二年九月八日　　左兵衛督源朝臣判
[illegible]
らずと、[illegible]して、十二月十五日、宇都宮を立て、[illegible]山へぞ急ける、[illegible]には、氏家太[illegible]少[illegible]周綱、同下總守、同三河守、[illegible]中守、[illegible]遠江守、芳賀伊賀守貞經、同[illegible]守、紀[illegible]守、藥師寺次郎左衛門入道[illegible]、[illegible]、同[illegible]左衛門尉春、同[illegible]、（中略）都合其勢千五百騎、十六日午刻に、下野國天命宿に打出たり、此日佐野、佐貫の一族等、五百餘騎にて馳加りける。

（安國寺）　（藥師寺址）

龍興寺（リュウコウ） 今村中に在りて、古の藥師寺の舊址と傳ふれど、[illegible]廢改[illegible]の餘、[illegible]所見なし。或は云ふ、古戒壇は龍興にあらず、其北に去る六町許なる安國寺（アンコク）にあたる、龍興は其別院なりとも、古[illegible]ありて、決するなきに似たり。蓋天武帝代建立の舊址、後廢して一旦之を失ひ、中世に及び、更に[illegible]、安國の二寺を置かれければ、紛紜の說の此間に起るも、[illegible]の[illegible]（龍興寺[illegible]に、土中より發見せりてふ[illegible]あり、高一尺八寸、[illegible]六寸、弘安九年の[illegible]あり。敗瓦今安國寺の方に見ゆれど、往昔は通して一藥師寺の境内たりと知るべし）
光仁紀、寶龜元年八月、皇太子令旨、道鏡不得依法入刑、故任造下野國藥師寺別當、發遣、宜知之、三年四月、下野國言、造藥師寺別當道鏡死、道鏡俗姓弓削連、河内人也、略涉梵文、以禪行聞、由是入內道場、列爲禪師、寶字五年、從幸保良、時侍看病、稍被寵幸、廢帝常以爲言、與天皇不得相中、天皇乃還平城別宮、而居焉、寶字八年、太師惠美仲麻呂謀叛、伏誅、以道鏡爲太政大臣禪師、居頃之、崇以法王、[illegible]、[illegible]、一擬[illegible]、政之巨細、莫不取決、其弟淨人、自布衣、八年中至從二位大納言、一門[illegible]、男女十人、時大宰主神習宜阿曾麻呂、詐稱八幡神教、[illegible]、道鏡[illegible]之、有[illegible]之意、語在高野天皇紀、洎于宮車晏駕、[illegible]由[illegible]、[illegible]倖、[illegible]、奉守山陵、以先帝所寵、不忍致法、因爲

「[illegible]下野國藥師寺別當、[illegible]之、[illegible]人[illegible]、仁明紀、[illegible]年、下野國[illegible]、藥師寺[illegible]、天武天皇所建立也、[illegible][illegible]、[illegible]七[illegible]、[illegible]多、[illegible]十[illegible]者、[illegible]寺[illegible]、[illegible]當、[illegible]官[illegible]、[illegible]、[illegible]觀音寺、[illegible]壇[illegible]、[illegible]之[illegible]、[illegible]任之、[illegible]師、[illegible]用、[illegible]當之[illegible]、[illegible]云、[illegible]藥師寺の[illegible]は、[illegible]を異にし、[illegible]せりと思はるゝものあり、東大寺要録には「天智天皇治九年庚午建立」[illegible]抄には「[illegible]年[illegible]年紀に[illegible]天皇大寶三年建立」とせり、下野藥師寺戒壇縁起は、白鳳八年とあれど、[illegible]和[illegible]藥師寺[illegible]と、東大寺戒壇縁起[illegible]、[illegible]、信を[illegible]し、元亨釋書[illegible]表に「[illegible]、天平二十一年[illegible]七月、[illegible]田、下野藥師寺、筑紫觀音寺、各[illegible]、云々」とあり、續紀、天平勝寶六年十一月の條に、藥師寺(大和)の行信等を、下野藥師寺に流すとあれば、聖武天皇の時、[illegible]、伊[illegible]に、天武天皇二年、下野藥師寺を建立して、阪東諸國の沙彌をして、此に[illegible]、[illegible]年中、[illegible]に[illegible]、[illegible]四方に戒香をして馥郁たらしめたり、下野藥師寺を以て、受戒[illegible]も、[illegible]年紀及び字類抄の、之を以て天武、文武の朝にかけたるは、後代の事を以て、古に推測せしものなるべし。

今按、[illegible]、天平十年の[illegible]に「下野國造藥師寺司[illegible]、[illegible]一日、[illegible]二日、[illegible]九日」と同記す、[illegible]の[illegible]既に[illegible]あり、又[illegible]の[illegible]所以な[illegible]に、[illegible]の大寺[illegible]に觀音寺あるに對比せらるべき事情ありしを想ふべく、其[illegible]は必しも、[illegible]の有無に因らず、觀音寺[illegible]天智[illegible]なりしも、其戒壇は[illegible]の[illegible]なるべく、[illegible]にあらずや、[illegible]大宰府の[illegible]の所以は、[illegible]に[illegible]す、[illegible]も[illegible]の[illegible]の[illegible]は、[illegible]に比すれば、[illegible]に[illegible]す、是れ則、藥師寺の觀音寺に對して、[illegible]ある所以なり。畢竟、[illegible]けたりと雖、天智、天武、[illegible]の際の國勢の上に合考して、斯東西の二大寺の對立の意を求めば、[illegible]を得るに[illegible]からん。

(戒壇院址)

十符管嶋云、龍興寺といふに至る、山號を[illegible]、院號を[illegible]は戒壇といふ、門を出てゝ右のかたに、[illegible]り、また[illegible]法師の墓あり、こは表に[illegible]大和尚、傍に天平寶字七[illegible]五月五日と銘たるが、[illegible]にみゆ、こゝを去て安國寺に至る、山號を[illegible]王、院號を菩提といふ、本尊藥師、[illegible]の古佛なる由なれども、[illegible]ゆゑなりとて見せず、境内に戒壇のありし處とて、六角堂を建たり、この二寺、共に藥師寺のあとなるよしをいひて、[illegible]保の頃にや、[illegible]の[illegible]分を乞ひたりしなど、いづれともわかちざりき、おのれ思ふに、藥師寺の[illegible]址は、安國寺のかたなるべし、そはいかにといふに、安國寺は足利[illegible]氏が將軍たりし時、國ごとに建てし寺なるよし、梅松論、[illegible]にみえたるによるに、皆[illegible]に建たるにはあらで、[illegible]寺などのありし處は、必ずそなはりところとして擇へたるなるべし、かゝれば、安國寺が即藥師寺なり、かつ本尊の藥師たるをみても、境内より出る古瓦をみても、藥師寺の[illegible]とするに足れり、そもそも藥師寺は大炊天皇の天平寶字五年に、戒壇をさへ[illegible]、天下の僧尼の戒をうくる者、中國は東大寺、[illegible]觀世音寺、[illegible]この藥師寺と定めさせ給へる、ゆゑある寺なるを、[僧綱補任抄]今は寺堂だになくて、雨風にそこなはれたり。○國志云、當所はもと大山の[illegible]、藥師寺の[illegible]に、[illegible]寺[illegible]ふなり、[illegible]と
いへる別院のみ、わづかに殘れり、此は[illegible]和尚の舊の[illegible]上人[illegible]、[illegible]十六[illegible]の[illegible]なり、[illegible]東大[illegible]、六十六[illegible]一寺、[illegible]殿は、六十六[illegible]一字[illegible]建立し、[illegible]く」云々と見えたり、さ[illegible]建立なり、此道古[illegible]、[illegible]としるしたるもあり、雑談集に[illegible]、雨流[illegible]、[illegible]服の上人なり」云々とえたり、[illegible]記に、[illegible]は[illegible]、[illegible]に「文[illegible]二年、將軍[illegible]一人、任下野藥師、[illegible]藥師寺、坊中[illegible]、高師[illegible]下、云々、[illegible]上人、[illegible]小侯[illegible]足寺中[illegible]開山也、[illegible]上人、[illegible]寺開山也」云々

[illegible]、[illegible]之[illegible]、[illegible]、四百八十[illegible]、[illegible]地、[illegible]、[illegible]、[illegible]、今[illegible]、[illegible]て、[illegible]云[illegible]、[illegible]に、之[illegible]、[illegible]、又[illegible]に「[illegible]上人、高[illegible]、[illegible]戒壇招提之際、[illegible]、[illegible]、住下野藥師寺、戒行[illegible]、[illegible]傳」とあれば、如

空（補陀洛山記に如意に作る）なる本寺律僧の補任と為すべし、[illegible]は本寺に[illegible]せず。

天長元年の官符と傳ふる者、下野薬師寺[illegible]に[illegible]、天平寶字二年戊戌年、南都唐招提寺、鑑真号大和尚[illegible]、[illegible]大和尚、東國二處建立、關東下野薬師寺、鎮西筑前觀音寺、所謂三戒壇是也、夫當寺者、天平寶字四年子八月十三日、大和尚（但不審者、如意、[illegible]等也）下向東國、到此大山寺、着薬師寺、[illegible]、天武天皇白鳳八己卯歳、[illegible]、可為[illegible]寺也、其寺[illegible]、[illegible]地、故於此寺、[illegible]東寺舍利[illegible]法、改[illegible]、名[illegible]寺[illegible]」と述ぶ、近世の僞書に出づる者のみ、補陀洛山記「天平寶字五年正月、到于當國[illegible]、[illegible]、其[illegible]后歎、依之譲[illegible]本寺、[illegible]）[illegible]僧都、[illegible]、[illegible]、上人経[illegible]、二十[illegible]、[illegible]、七十二[illegible]、名[illegible]、[illegible]、[illegible]空藏求聞持法、住寺五箇年」など云へるにも合はず。

成田（ナリタ）

今薬師寺村の舊内なれど、[illegible]寺の東北半里、大字町田と共に、田川の西涯に居る、[illegible]志料云、成田郷、宇都宮系圖、[illegible]、居此、稱成田氏、後任武蔵[illegible]、[illegible]。（○今按、宇都宮系圖に、武州の成田氏の祖を、河内郡成田郷とするは、疑ふべし。旅宿問答（永正四年[illegible]、[illegible]は[illegible]の[illegible]に曰く、關白道[illegible]、武[illegible]任[illegible]、[illegible]の[illegible]守として下向、[illegible]の[illegible]に[illegible]、[illegible]と[illegible]、[illegible]に、[illegible]式部[illegible]、[illegible]八[illegible]、[illegible]と申[illegible]、[illegible]人の子[illegible]、[illegible]、男は[illegible]、三郎は[illegible]、四郎は[illegible]、云々、野州の成田と相涉る所なし、宇都宮系圖の所說[illegible]、又成田家譜には、門閥の祖先を述ぶること、旅宿問答に同じからずと雖、皆野州河内郡成田郷に涉らず、武州に[illegible]存す。

仁良川（ニラカハ）

今薬師寺村に合す、薬師寺の南半里、[illegible]町の北二里にあたる。仁良川の東を坪山村とす、田川の岸涯に在り、今この坪山も吉田村の大字と為る。

田川（タ[ガハ]）

河内郡の中央を貫通する水系にして、[illegible]は二あり、一源は[illegible]川は日光、今市の山間に起り、[illegible]に下り、[illegible]より南方に進み、宇都宮市街の西に入り、一源は[illegible]に発する野水と相合し、以下[illegible]の間を流れ、坪山（ツボヤマ）に至り、吉田東と相通し、[illegible]へ入り、鬼怒川に合ふ、長凡十五里。（近世羽黒山下に、鬼怒川を分派し、田川に注入す）

（坪山）

酒部郷（サケノベ）

和名抄、河内郡酒部郷。○今吉田村、及び上三川（カミノカハ）町の南端坂上（サカンウヘ）にあたるごとし、坂上は即酒部の[illegible]、[illegible]の東にして、田川と鬼怒川の中間に居り、[illegible]の[illegible]なり[illegible]、吉[illegible]日代[illegible]に一[illegible]、[illegible]」と見え、[illegible]、造酒司の下に[illegible]六十人、[illegible]」と注されたれば、酒部とは[illegible]姓氏なり、下野に酒部郷あるは、其氏人の住みた[illegible]んか。

（坂上）

吉田（ヨシダ）

今吉田村と云ふ、別當川原（ベツタウガハラ）、川[illegible]、[illegible]山、及び坪山等を合す、仁良川の東にして、鬼怒川の[illegible]に居る、上三川[illegible]の南一里半。

吉田川水とて、[illegible]城郡に灌漑するは、[illegible]に[illegible]堰入れた[illegible]、[illegible]年中の土功に成る。吉[illegible]る谷貝（ヤカヒ）は、[illegible]、鬼怒川の内なれ[illegible]、[illegible]の芳賀郡に[illegible]し、今は長沼村の大字と[illegible]。

（谷貝）

三川郷（ミノ[カハ]）

和名抄、河内郡三川郷。○今上三川町[illegible]、（[illegible]と大字坂上は[illegible]郷内にあらず[illegible]に、三川は上中下に分ちしにや、上三川は村名に遺り、中三川は氏姓に見え、下三川は村名に下三村と云ふと述べたり。酒部の北、田川、[illegible]川の中間を占め、[illegible]郷に至る。

上三川（カミノカハ）

今上三川町と云ふ、人口五千、隣近の蒲生、五分一、三村、坂上、三本木等をも合す。石[illegible]の東一里[illegible]、宇都宮の西二里。

上三川、又[illegible]川、[illegible]川、上之川に作る。[illegible]記云、[illegible]川、[illegible]宮、右二道、一北出、不過三里、路又[illegible]、[illegible]一[illegible]、此[illegible]、一五里[illegible]、而[illegible]、予[illegible]一里一[illegible]之[illegible]、不得不取逆路南内、隣西十[illegible]、有[illegible]安[illegible]二[illegible]、[illegible]高大、[illegible]石橋[illegible]、乃[illegible]道也、從[illegible]道[illegible]、[illegible]、上[illegible]、[illegible]、行[illegible]、各[illegible]一道、[illegible]六七尺、以通行旅、曰[illegible]次、[illegible]年三月[illegible]、其[illegible]萬[illegible]日光[illegible]也。

（上美川）

上三川城址（カミノカハ）

上三川[illegible]の[illegible]に在り、方二町[illegible]、宇都宮[illegible]、[illegible]、今[illegible]の[illegible]にして、[illegible]長二年[illegible]す。○上三川[illegible]、宇都宮[illegible]の次男、横田四郎左衛門[illegible]業、建長元年之を築くと、其[illegible]を安[illegible]守[illegible]と云ひ、子なし、[illegible]を[illegible]とす、其子長は[illegible]、次は[illegible]（改名[illegible]）なり、[illegible]の後は上三川、中三川二家と為る、[illegible]の三子、長は[illegible]、[illegible]横田郷を[illegible]し、次[illegible]、刑部[illegible]し、次[illegible]は今[illegible]を[illegible]す、[illegible]の子但馬守[illegible]に、上三川兵部[illegible]を[illegible]けて本城に入る、[illegible]中の[illegible]、五世孫[illegible]高光に至り、慶長二年[illegible]、[illegible]、今[illegible]但馬守高光は、[illegible]上三川[illegible]、[illegible]、[illegible]二年丁酉九月二日の夜、芳賀高武不意に押寄て、四方より火を放ち、頻に責立ければ、城中大に周章して、高光をはじめ、一族落合隼人政視、長臣石崎河内通友、演野彈正季啓以下、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、猪瀬、小[illegible]、[illegible]く、主従十五人、菩提所長泉寺の道場に入て自害す。

[illegible]の白河文書[illegible]四年[illegible]月廿日[illegible]作[illegible]
日[illegible]侍[illegible]後向下野[illegible]、[illegible]
[illegible]侯、同日[illegible]
[illegible]白[illegible]、急役出[illegible]海[illegible]、被[illegible]
[illegible]日、即那須氏の一[illegible]城[illegible]ならん

白鷺神社　今[illegible]川町の北に在りて、一[illegible]の[illegible]する所也、[illegible]中宮[illegible]藥樂城の[illegible]、日光山神を勸請[illegible]、後孫[illegible]年中、白[illegible]祥ありける[illegible]、白鷺明神と[illegible]、別當天台[illegible]神宮寺と云ひ、[illegible]領十石、[illegible]も[illegible]寺に分給[illegible]、[illegible]は永上山[illegible]、[illegible]寺、[illegible]後法[illegible]、[illegible]中、烏山城主の[illegible]判[illegible]あり。

[illegible]候得共、仁拾石之所、[illegible]一[illegible]之[illegible]、[illegible]有
[illegible]候間、全可有御所務候[illegible]也
[illegible]十月十九日　[illegible]門[illegible]
普門寺[illegible]同宿中

（長泉寺）

長泉寺（チヤウセン）は[illegible]田七石、瑞龍山と號す、開[illegible]り、[illegible]今泉[illegible]字[illegible]、永正[illegible]、[illegible]とは[illegible]なかたる[illegible]なり、[illegible]長[illegible]、[illegible]視の[illegible]、在馬[illegible]の時[illegible]建して[illegible]、[illegible]は元[illegible]八[illegible]卒し、法名[illegible]と[illegible]、其[illegible]領五十石[illegible]附狀あり、[illegible]奉[illegible]、其[illegible]代、當[illegible]を兼領し、下町東宿に[illegible]ありしとぞ。

蒲生（ガモフ）　今[illegible]町の管內なれど、西に[illegible]蒲[illegible]の[illegible]川中子、落合は田川[illegible]東[illegible]に[illegible]、[illegible]明治[illegible]
[illegible]）の[illegible]すれば、形[illegible]
[illegible]
[illegible]

落合　落合鄕は、川中子落合の地に外ならず。又橫田越中八郞秀賴は、蒲生の家將と爲ると云ふも、此村族にて、江州の蒲生と相渉らずと想はる。

[illegible]沼　今汗、[illegible]、[illegible]村と改む、上[illegible]
[illegible]
汗[illegible]、今[illegible]假れること、何の故たるを知らず。○圖志云、汗藥師は、汗村にあり、本尊藥師如來、さて此佛像は、丹誠を抽て[illegible]する時は、佛體おのづから汗を流すと、されば汗[illegible]ノ[illegible]シと[illegible]は、いかなる[illegible]にか、按ふに、[illegible]ニク[illegible]と呼び、大佛をオサラギと唱ふる類にて、もと[illegible]カシと云ふ地名に、あつる文字のなかりしを、汗藥師の瑞像のあるに依て、汗の字を假用ひたるにてもあらんか。

刑部鄕（オサカベ）　和名抄、河內郡刑部鄕。今瑞穗野村、本[illegible]村にあたる、即瑞穗に刑部の大字遺る。
橫田[illegible]、[illegible]守[illegible]の二男、[illegible]、刑部[illegible]を領[illegible]、[illegible]は、刑部[illegible]を[illegible]と稱す。

桑島（クハシマ）　今平[illegible]、刑部、[illegible]代等と[illegible]合せ、瑞[illegible]村と改む、[illegible]川町の[illegible]、[illegible]一[illegible]、[illegible]より[illegible]里）[illegible]の通路にあたる。
[illegible]田系圖、越中守[illegible]の[illegible]男、[illegible]、桑島鄕を領し、子息九郞[illegible]、桑島氏を稱へたり、此村に金剛定寺あり、近世寺領二十五石、[illegible]、[illegible]の[illegible]とす、弘安元年、[illegible]忍上人開基、[illegible]なり、[illegible]門代[illegible]上人、[illegible]元年、[illegible]、[illegible]とす。[illegible]

橫田（ヨコタ）　舊鄕名にして、今の橫川村、雀宮村、姿川村にあ[illegible]、[illegible]、[illegible]と宇都宮[illegible]なる[illegible]にして、[illegible]、[illegible]宇都宮[illegible]男、[illegible]中守[illegible]、[illegible]し、[illegible]、[illegible]、上[illegible]川、石井、落合、桑島、今泉等の數家を起す。
[illegible]中入道[illegible]、其八月廿[illegible]日、[illegible]、[illegible]
所小□□以後軍忠事、
一九月[illegible]一日、[illegible]、[illegible]、[illegible]
同□□積[illegible]討死了、一見狀有之、
[illegible]
[illegible]も見えて、[illegible]に一[illegible]、[illegible]同[illegible]、[illegible]流されて[illegible]入りたりけるに、[illegible]、[illegible]をぬかんとしけるが、上帶しめ[illegible]、引ちぎりてぬぎておよぎ上りたり、さしも早き川の底にて、かくふるまひたりける、ゆゝしき水練なりけり」とある、即橫田の家祖なり。

猿山原（サルヤマ）　今桑島、刑部より宇都宮に[illegible]間の[illegible]なる[illegible]、橫川村の[illegible]とす。[illegible]六年、宇[illegible]と[illegible]、此に戰ふ。
結城[illegible]に、[illegible]、[illegible]山の合戰を[illegible]、[illegible]宮の北部一[illegible]を指す。[illegible]
一[illegible]、[illegible]宮[illegible]、[illegible]、[illegible]自[illegible]、[illegible]、[illegible]村、[illegible]佐竹[illegible]、[illegible]三[illegible]也、[illegible]交五百餘、諸手之註文不知其員、忠綱公得勝利、宮中親萬歲、東八箇國人所知也、其後宮與結城中絕、當時宮一門、芳賀[illegible]、[illegible]、宮[illegible]、[illegible]、[illegible]十[illegible]、[illegible]也

丈部鄕（ハセツカヘ）　[illegible]名抄、[illegible]、[illegible]の位置より推せば、或は中世の橫田鄕にあたるごとし。
圖志云、芳賀郡にも[illegible]部あれど、[illegible]、[illegible]

二十に、天平勝寶七歳乙未二月、相替遣筑紫諸國防人等歌とある中に、下野國防人部、[illegible]郡上丁丈部足人[illegible]歌あり、また續日本紀[illegible]に、[illegible]人[illegible]、[illegible]則下野君の後なりとあれ[illegible]も の歟。

雀宮（スズメノミヤ） 今雀宮村と云ひ、茂原、下横田、横田、針谷等を合す、奥州街道の小驛にして、宇都宮の南二里。光緒五年[illegible]云、[illegible]、[illegible]小山驛、[illegible]小金井驛、[illegible]、一路[illegible]、夕[illegible]寶頭[illegible]、今[illegible]中[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]與遙山[illegible]、[illegible]、宇[illegible]消芳、[illegible]。

雀神社（スズメ） [illegible]志云、[illegible]、[illegible]さて寳方[illegible]は、[illegible]、[illegible]にて、[illegible]今後[illegible]、[illegible]、[illegible]臣[illegible]、[illegible]資[illegible]、[illegible]雀あり[illegible]、[illegible]て、此地に[illegible]、[illegible]とてあり、[illegible]、[illegible]は戦上の雀[illegible]、[illegible]に、[illegible]神[illegible]、[illegible]と恐こし。

人[illegible]曾雑[illegible]、雀宮[illegible]、[illegible]出たり、[illegible]の[illegible]にて、[illegible]程の[illegible]、[illegible]、[illegible]瓊[illegible]、今此地を[illegible]、[illegible]。

者[illegible]也、[illegible]人之不得見也」といへるにより、[illegible]を[illegible]むるといへる事の、土人の口碑にのこれるにやあらん。[illegible]、[illegible]、[illegible]有[illegible]、[illegible]、[illegible]、鑑家以為大化以前物、背影富貴安樂云云字、形似宣和博古[illegible]、[illegible]實也

茂原（モ） 今雀宮の[illegible]にて、[illegible]、或は毛原、[illegible]に作り、[illegible]、[illegible]二年[illegible]九月、下野住人、小山左馬[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、宇都宮[illegible]、[illegible]、[illegible]引[illegible]る[illegible]。

（[illegible]）

江曾島（エソ） 今[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]合せ[illegible]、[illegible]、宇都宮[illegible]。[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、今[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]。

（[illegible]）

[illegible]、[illegible]、宮[illegible]、[illegible]。

（[illegible]）

[illegible]田[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]名[illegible]。

幕田（マク） 今[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、欠下、[illegible]上、[illegible]田等と[illegible]、[illegible]村と改む、[illegible]川[illegible]、雀宮[illegible]、[illegible]。

（[illegible]）

[illegible]里を隔つ。（上總國に郡名望陀あり）

兵庫塚（ヒャウゴヅカ） [illegible]志云、[illegible]田[illegible]に、[illegible]田氏の[illegible]あり、[illegible]街[illegible]、[illegible]、宇都宮[illegible]中[illegible]、嘉禎中此に築くと。[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、其[illegible]中五郎左衛門尉[illegible]、[illegible]中八[illegible]と共に見ゆ）[illegible]、[illegible]、良朝（安[illegible]守、[illegible]、[illegible]三男）[illegible]─[illegible]─綱[illegible]（實、大山田氏朝次男）─綱英─綱邑─綱維─綱久─綱員（出羽守十郎）─綱[illegible]（四郎兵衛尉）に至り、慶長二年滅亡。

（田横）

砥上（トカミ） 今鶴田村と改む、鶴田の北一里餘、宇都宮[illegible]日[illegible]に[illegible]、[illegible]道[illegible]にあたり、停車場あり。砥上[illegible]北に、[illegible]、[illegible]、相接して欠下あり。小學下野[illegible]云、[illegible]十[illegible]年十二月、[illegible]、宇都宮[illegible]を攻め、[illegible]、[illegible]、[illegible]十郎[illegible]之[illegible]、[illegible]に、[illegible]、後人よりて此[illegible]十[illegible]。

（[illegible]）

池邊郷（イケベ） [illegible]、[illegible]郷[illegible]、今宇都宮市及[illegible]、[illegible]、[illegible]北、[illegible]云、[illegible]郷に[illegible]、古名にて、今池上街といふに、其名[illegible]、[illegible]池とて今にあり。[illegible]宮[illegible]云、[illegible]、[illegible]に、池邊とある[illegible]にて、中[illegible]は小田[illegible]、[illegible]、文治五年七月五日の[illegible]に、二品下野[illegible]古多[illegible]に[illegible]、[illegible]宇都宮に奉[illegible]とあるよしみ[illegible]、されど、[illegible]宮に[illegible]名にはあらねど、此地の[illegible]、[illegible]、[illegible]にの[illegible]る[illegible]大名なるべし。

（[illegible]）

[illegible]云、文治五年七月十九日、[illegible]、廿五日、[illegible]下[illegible]古多[illegible]、[illegible]、有[illegible]、今[illegible]、[illegible]一人、[illegible]、[illegible]云、[illegible]、[illegible]、[illegible]。

（小田）

國志云、古多橋は、大系圖に小田橋と書す、今は押切橋と唱へ、長十九間、田川にかかる、其所を小田町と呼ぶ、[illegible]今按、押切橋と小田町は一地にあらず、其橋東を宮郷町と云ふは、もしくは古宮郷の名殘にや、されど、宇都宮氏の城主たりし頃には、上河原町、中河原、下河原は、まさに城下の驛路にして、驛市の中心は上河原町、押切町、大町、石町の邊と想はるれば、やがて其汎橋して、古多橋驛とも呼ばれしならん。上河原橋は小田町と相接し今に驛路にあたれば、形勢不易の津梁と疑はれたり。古多橋を押切橋に擬するは、宮郷の名に拘泥するもの歟。

（宮）

宇都宮（ウツノミヤ）　今宇都宮市、人口四萬、野州の首府にして、奥羽街道の名驛とす、古くは單に宮といふ。田川の西涯、其東面を流れ、中央には舊城壘あり、北方の丘陵は八幡山と稱し、其下に明神祠、及び衙衣官廳あり、驛道停車場は東方宮橋川向町に在り。

れさめうき旅の夜床をおもひやれこころもなうつの宮の里人、（[illegible]）

元禄中紀行常陸記云、宇都宮は、近國交易の所なれば、市町の賑ひも賑はしく、富民の家々軒を連ね、今日は社前に詣りて、明神へ參る、神境物ふりて、巍々たる大社也。○東遊記云、宇都宮、地據四通五達之衢、北控奥羽、東扼常總、乾爲一方要衝、官封世臣守之、其有封也、今宮戸田氏、邑入七萬石、衛坊整飭、貨財遷邪第一、便齋拜田神祠、[illegible]數十級、南向城壘對、官主人云、[illegible]、日多[illegible]、宇都宮氏之故也、[illegible]。○宇都宮市街は、八幡山より廣[illegible]、城址に至る一簇線を以て、東西に二分し、其東は汎橋下町といひ、其西は汎橋上町といふ、天正、文禄以前の市邑は、舊城壘の東北（明神の東）にして、驛路は田川の岸に繞り河原町を貫通せり。慶長中、蒲生氏城壘を修築し、寺院を移轉し、[illegible]馬場の西まで市街を拓く。元和五年、本多氏入部、士民の[illegible]、大に城市の[illegible]す。城西に日光路を撥き、奥州路は、上河原町より西に折れて、神地を兩斷し、城の西北、池上に於て日光路と相合せしめ、又釜川の流を城東に通じ、舊驛路を往來す。今の上町、下町の[illegible]、舊路に屬る、

宇都宮故實拾云、蒲生飛驒守殿、慶長四年入部、[illegible]なより、不動口、[illegible]口、佐野口、不明口、日光口を開かれ、西原口を圍む、（すべて釜川の西を西原と唱ふ）是れ咸高寺、[illegible]河寺、東勝寺及び道場宿（竹林）等を破却して、移さるる故也、東勝寺は今の魚町北角より、日野町南角迄、西は日野町角迄、北は千手院境内迄、西普寺中にて、向側は新宮町入口迄、御城の大手前、[illegible]往還[illegible]迄、夫より今の一條迄、北片[illegible]に有之候、今の二重土手も、松原に有之候、今の江野町同様に有之候、然此蒲生宗入部に附、江嶋日野より[illegible]傳馬人足、[illegible]の東勝寺潰跡に被差置、[illegible]其南側追々町人に被申渡候て、日野町と名附候、釜川には御橋、大手前へと往還橋（日光路）二つかかり申候、元和五年、本多上野介殿、町中割替、江戸より奥州への道、古へは御城内中河原を通りしを、上河原へ引申て、日光道出來、池上町の分れ申候、傳馬町、西石町も此時出來、其町も分れて、小傳馬町出來、石町の問屋は傳馬町へ引候、六年、御城石垣、馬出、追場、三日月堀、[illegible]、同年の大手口、江野町へ引候、江野町より押田[illegible]出來、往林寺は日光道へ引申候、但元大手は大鼓門なり、江野町は元[illegible]と申候、又江戸町とも申候、往古は釜川より西を西原、東を[illegible]と申候なを、上野介殿御濟の節、要害のため、釜川を南へ堀り通し候由候、昔は押切町にて、直に田川へ、云落申候。

（釜川）

又云、宇都宮傳馬役、慶長八年迄、馬廿五疋、夫廿五人、石町にて相勤候、元和六年、今の[illegible]町[illegible]御勤、馬數四十七疋、其後[illegible]十一年、[illegible]町、都合百廿五[illegible]（一云、一百二十[illegible]）六百九十二人、元禄十二年、日野町、大町、上河原町、石町も御加相成候、正德三年より、惣町役に被仰附候、又大助郷は、元禄九年の御渡に、十七ケ村、一萬二千石高に御座候、

元禄八年、宇都宮、町分、[illegible]軒、[illegible]、人口九千七百四十四、明和八年、八千三百五十四（[illegible]口數は、城中の武家を除きて數へざるなり）

二荒山神社（フタラヤマ）　今宇都宮市の中に在りて、小丘を占め、八幡山と城址の中間にあたり、祠邊の巷名を馬場と云ふ。是れ即宇都宮大明神にして、當國の一宮たり、今國幣中社に列す。本祠と日光なる二荒山神社との異同につき、古來論議あり、下に其略を述ぶ、[illegible]ふ、[illegible]又宇都宮[illegible]其南に[illegible]、下宮山あり、古名小寺峯といひ、本祠の舊境なれど、[illegible]年、官軍戰死[illegible]招魂社を建てらる。

（白峠）

[illegible]

あづま路やおにくの変平げでそむけばうつの宮とこそきけ、（[illegible]）

宇都宮に下り侍りけるに、當社三所大明神は、旅人[illegible]

旅人の心やすめよ[illegible]

なる、（[illegible]撰者、[illegible]）

入道蓮生の息女なれば、其緣に依て當所に下り、頼綱

の舘において、撰み給ひしなり、されば宇都宮家の一族郎從の輩、おほく彼集に載れり。

元亨釋書[illegible]抄云、宇都宮は正一位勳一等日光大明神と華表に掲す、世に傳へて猿丸と云ひ、俗說、[illegible]門の見にて奧州[illegible]云々、又日光山には、社人を小野猿[illegible]夫と云ひ、猿丸太夫の子孫と傳ふ、猿王猿丸、可考之。

國造紀要云、一丘隆起、拾級百餘級、上有神祠、所謂宇都宮者是也、[illegible]者、歳在昌泰、藤原重建、寄捐田千五百石、及兵燹、毀宇蕩然、[illegible]再造、現[illegible]仍舊、其間干戈[illegible]、[illegible]金、慶長十年七月吉日建立、從實大將軍源家康云々、數十字、昔日壯麗可想、按延喜式、下野國河內郡、有二荒山神社、二荒後作日光、距此七里、在中禪寺西側、以其地今屬都賀郡、或有謂此即二荒神社者、近藤守重[illegible]日記、事主其說、[illegible]之遺古事談、曰二荒山有詞、[illegible]可千町、今社在山頂、宇都宮舊實支祠、[illegible]後造各[illegible]、其日河內郡[illegible]、古今[illegible]界更革。[illegible]

[illegible]云、宇都宮は二荒社に、勾玉、金環、[illegible]たぐひあまたあり、神殿を建つるに、所狹しとて、去年うしろの丘を掘崩したりし時、土の底より出たりといへり。

延寶九年正月、社家六人（中里市正、玉生權大夫、中里[illegible]大夫、中里[illegible]、中里[illegible]、飯田[illegible]）[illegible]宇都宮[illegible]記に曰く、神體は大己貴命なり、上宮本殿、南向、[illegible]殿、拜殿、瑞籬、樓門、[illegible]、[illegible]神樂所、裝束所、[illegible]所、[illegible]所等、是れ皆[illegible]の內なり、本社西南隅、石鳥居あり、本社の後に女[illegible]宮あり、北向、又十社あり、高龗、山王、鹿島、[illegible]、[illegible]、八幡、田中、早宮、小寺、[illegible]宮、本社東北隅、[illegible]九宮山西方、町[illegible]、神宗[illegible]等、山外四方に[illegible]、[illegible]門の前石階、左に荒神宮、右に[illegible]觀音堂あり、[illegible]の外、馬場の[illegible]、左の山に下宮あり、馬場の末に[illegible]守[illegible]あり、社務職は乃[illegible]宗[illegible]主より[illegible]（慶長二年）至るまで、二十二代相續し、寛文年中より、中里市正[illegible]勤仕す、社家九人、[illegible]六人、小[illegible]人五十三日は、宮仕十三人、[illegible]百人、神子八乙女十人、[illegible]人[illegible]十二人、[illegible]二人、其他なり、正月元日[illegible]供、餅、鴨（大六羽小二十一羽）雉（二十一番）鯉（オホタワ二十一尾）[illegible]斗（二十一本）[illegible]引餅、串[illegible]等なり、九月大湯祭の[illegible]には、[illegible]二十、[illegible]斗[illegible]二、[illegible]、うる[illegible]二、魚[illegible]二面、[illegible]刀[illegible]、[illegible]十四[illegible]に[illegible]、[illegible]入る、其[illegible]

十月小湯祭、大略同じ

國志云、宇都宮大明神、[illegible]千五百石餘、內百石神主中里市正[illegible]し、其[illegible]は八十石社家[illegible]、四十石[illegible]里主水、六十石同[illegible]、三十石[illegible]、三十石[illegible]、廿五石[illegible]、廿五石[illegible]、と[illegible]に[illegible]なり、十五石[illegible]、[illegible]、淨心院、金[illegible]、[illegible]、其外[illegible]八十八人、[illegible]六人、[illegible]六人、[illegible]四人、大工[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、小[illegible]に[illegible]、[illegible]九月十日[illegible]馬あり、[illegible]

[illegible]に「[illegible]、下野宇都宮、狩なむれとして、鹿島なんどたむく」と記したり、宇都宮[illegible]記にも「[illegible]」[illegible]日[illegible]」と記したり、[illegible]にも「二荒、宇都宮、[illegible]入宮中[illegible]、正月元日、[illegible]、小[illegible]一羽、雉子廿一羽、其外數々供物あり、又九月上の子午の日、[illegible]祀る、是を[illegible]と云ひ、十月十[illegible]日、[illegible]小[illegible]と云ふ、是は[illegible]切[illegible]として、[illegible]とかや、

（小寺峯）

河野氏[illegible]云、宇都宮は、一宮記一大己貴命男、事代主神」と註し、[illegible]頭注にも同しくみえたり、然れども是等はもとより信らぬものなり、「和漢三才圖會」には、柿本人麻呂靈と記したり、是は當社の寶庫に、古き人麻呂の畫像のあれば、其をやがて神躰なりと思ひ違へし非事なるべし、[illegible]中の[illegible]ある宇都宮舊記に「凡當社之根元者、神護景雲元年、顯現日光山、其後承和五年戊午、[illegible]、本[illegible]大明神、奉移河內小寺峰、[illegible]大明神[illegible]、於社壇之南面、有道路長、行人征馬致[illegible]、有[illegible]之[illegible]、則[illegible]、或落馬損身、或[illegible]、有種々[illegible]、往反之貴賤、[illegible]道之間、[illegible]宮前之路、奉移山北[illegible]、云々、今社壇是也、當國第一宮也」云々、此に承和五年日光山より移したりとは、[illegible]なり、續日本後紀に、承和三年、二荒神社に從六位上を授くとあれば、もとより此所に鎭まりいますことしられたり、[illegible]、此授位は日光[illegible]のことなるむ、と云ふ人もあるべけれども、日光權現は、既に[illegible]仁元年、正一位勳一等に進みしよし、日光山三月會記に記したれば、此時從五位上の加階のあるべきはずなし、[illegible]二荒神社と日光權現とは、[illegible]にて、二荒神社は上古より此所に鎭まりませること[illegible]、之に引き易へ、日光權現は、[illegible]のために、崇め祀る所とあれて、[illegible]陀洛山[illegible]記、中禪寺私記、千部會緣起、三月會記等にも滿願權現とのみしるして、何の命とも何の神とも見えざれば、[illegible]の神を祀りしにはあらず、其を日光山名跡志と云ものに、日光山權現、祭神大己貴命、本地千手觀世音と記したるは、後人のおしつけわざなれば、論にもたらず。

國[illegible]志[illegible]云、河野氏[illegible]に、二荒山神、上古より此處に鎭りますと述ぶれど、信け難し、初めより此に鎭りますは、何故に山神と申すべき由なし、舊記に據ぶに、

（二荒神社）

[illegible]、必ず[illegible]山神[illegible]に[illegible]、[illegible]社を[illegible]宇都宮は別[illegible]なりと、[illegible]は、更に[illegible]、[illegible]其の義に外ならず、[illegible]見ず。[illegible]城入[illegible]せらるれば、[illegible]太郎なり、[illegible]林[illegible]日光同[illegible]、[illegible]年、日光神[illegible]神、[illegible]小[illegible]に[illegible]とあるが如く、中古以降、二荒神なる此に合祀し、三所[illegible]神とさへ云へば、後人が宇都宮日光の二者を混同するも、其處と謂ふべし。ことは、まづ大体に於て承認せらる。勝道上人の靈驗を談、宇都宮と日光[illegible]、[illegible]ら[illegible]、我國の[illegible]に外ならず。た[illegible]、[illegible]して[illegible]以て、多く後人をして疑惑を生せしむるのみ。然らば、國史（續後紀、三代實錄）[illegible]に、二荒神、又は二荒山神と見[illegible]、[illegible]、宇都宮是れのみ、宇都宮を本祠とし、日光祠を別宮とするならん。

此神は、延喜神名式に、河内郡二荒山神社名神大一座と[illegible]、下野國二荒神[illegible]、又[illegible]、[illegible]年十[illegible]下野國[illegible]四[illegible]、[illegible]、同十五年の[illegible]、[illegible]、天安元年十一月「[illegible]下野國、[illegible]四等、[illegible]」三代實錄に至り、貞觀二年九月「詔、下野國正三位勳四等、二荒神社、始置禰主」同七年從二位、同十一年正二位に加階の事見ゆるも、いづれも山神とはなし。[illegible]、[illegible]に[illegible]、[illegible]。

[illegible]州[illegible]、[illegible]落、[illegible]道、[illegible]也[illegible]、[illegible]と[illegible]日光山中の[illegible]人の[illegible]なり[illegible]、[illegible]得。次に、[illegible]神に祈りて山頂に登り、遂に[illegible]に[illegible]宮寺を建てし始末を詳にす。之に因り、[illegible]、謂ゆる補陀洛神は、[illegible]彼の大山を主體[illegible]、上古には猶其山中に宮[illegible]なき[illegible]。されば勝道が歴山水の以前には、二荒神の社は、山下の邑落に在りて、宇都宮と[illegible]、即[illegible]一の二荒社、即山神なりと判せらる。かくて、勝道が別に山中に神宮寺を置きしより、[illegible]は宇都宮なると、神宮寺なると[illegible]、[illegible]山中の[illegible]、[illegible]、[illegible]と云ひ、日光[illegible]と云ひ、[illegible]山に分[illegible]、[illegible]の外に、[illegible]寺をも建てければ、[illegible]なり。補陀洛山[illegible]記[illegible]、[illegible]九年[illegible]と云ひ、[illegible]年の[illegible]、[illegible]元年[illegible]月[illegible]、[illegible]人の[illegible]に成[illegible]、[illegible]の頃の[illegible]のみ、[illegible]し[illegible]るに、宇都宮にも、[illegible]に[illegible]、[illegible]化[illegible]りしならん、[illegible]式は、[illegible]に保存せられ、[illegible]の大頭と云ひ、一宮の稱號と云ひ、社務の職名（日光山には別當）と云ひ、宇都宮の古[illegible]たる[illegible]、[illegible]を遺すも、此間に、續古事談に「宇都宮は日光權現の別宮なり」と載せ、寄瑞記（日光山には嶽認記）には「補陀洛神、承和五年に、日光山より小寺峰に移る」と云ふが如き者あり[illegible]、[illegible]た地と[illegible]に[illegible]らるに外ならず、[illegible]、[illegible]の名なり、[illegible]に[illegible]、[illegible]、名觀[illegible]、[illegible]を具へ、

[illegible]、[illegible]神名に移りしやの[illegible]、紀、三代實錄に、薬二荒神と載せられし者が、延喜式に至りては、二荒山神社に作らるる如き、因りて以て、當時既に、[illegible]山の[illegible]、[illegible]に[illegible]、く原意原義を失はんとせるを、察知すべし。又二荒を音讀してニクワウと云へるは、上野の拔鉾神をバツム、[illegible]なるに[illegible]て日光の字を假りた[illegible]、日光と[illegible]山中[illegible]寺に[illegible]、日光、宇都宮と相分[illegible]、[illegible]宮寺[illegible]、瑞記には本社[illegible]、日光山大[illegible]の[illegible]で、是れ等宇都宮こそ二荒山神[illegible]、[illegible]一證ならずや。

或は設問して曰く「勝道上人、中禪寺に神宮を起して山神を祭る[illegible]、[illegible]式に載する所、疑くは皆山中の事に屬し、山下の宇都宮は、[illegible]外の一[illegible]なるなからんや[illegible]、當時[illegible]中[illegible]寺の神宮を[illegible]、山神社と[illegible]べ[illegible]、[illegible]山と[illegible]、名は初めフタラなるが、稍後に至りフタラ山と呼ばれ[illegible]は、[illegible]に[illegible]洛山[illegible]て[illegible]、根原補陀洛なるを、二荒に轉訛したりとは[illegible]き[illegible]に、あらず[illegible]、[illegible]偶に[illegible]して、[illegible]。

亦に普光寺、今は[illegible]。一宮記に、事代主命と[illegible]すは、[illegible]に日光を大己貴命と云ふに因[illegible]せるならん。而も其日光を大己貴命と云ふは、固彼山寺に僧多[illegible]し、[illegible]の一名、大黒天に、大己貴の一名、大國主と相[illegible]なれば、[illegible]

[illegible]志料に、二荒山神社、今二荒山の頂に在り、[illegible]古[illegible]一國下野の一宮なり、[illegible]に、大己貴命、建御名方命二神と[illegible]、其祭式の[illegible]祭に異なる[illegible]見れば、大己貴、建御名方を祭る[illegible]」とある[illegible]、其山頂とは、男[illegible]にや、又中禪寺にや、未[illegible]分明せず。[illegible]に一宮とは、古來宇都宮を指す、之を日光山所在の權現祠には係けしことなし、又二荒社の一[illegible]なることは、延喜式に[illegible]記す、[illegible]に二荒の名字に[illegible]、一神[illegible]

[illegible]二荒山神傳云、二荒、宇都宮、[illegible]、二荒[illegible]左右有兩童、一日丁禮多、一日尼子多、或立侍、或[illegible]、相[illegible]、最澄法門入[illegible]、見[illegible]日、我[illegible]汝[illegible]日本、[illegible]

此に最注意すべきは、此神は毛野國造の祖先なるべしと[illegible]人見下[illegible]

永の昔にありしならんが、古事記傳にも、下野國志にも[illegible]

[illegible]宇都宮[illegible]麻呂也、云々。

[illegible]

而も、人見氏の、示現太郎（[illegible]に小野[illegible]と云ひ、寄瑞記には温左郎麻呂と訛り、行實もいたく違へり、[illegible]と相異す）を以て、直に豐城入彥と日するは、詳しからず。

下野[illegible]

の事を行ひしゆゑに、現宮の義ならむ、俗に慈眼太郎[illegible]

此に二荒の二の字に拘執して、猶二座の旅に旁せるは、[illegible]は太[illegible]にて、[illegible]日光[illegible]起は、[illegible]の神の[illegible]、[illegible]に就きて之を解析すれば、其對比は、

（在宇中將〔朝日姬〕）—馬王—猿麻呂〔古緣起〕

[illegible]日本紀、[illegible]國造本紀に據る。[illegible]別の子は[illegible]。又[illegible]

[illegible]六世孫とするは疑ふべし。又小野の猿麻呂と云ふ小野に、[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]したると、此王の威武の事跡に想ひ合はすれば、王は即現[illegible]大荒人(ウツフトアラヒト)[illegible]と[illegible]へ[illegible]なら[illegible]

[illegible]り。其間に補陀洛山草創記の如き、宇都宮明神の神山を[illegible]

[illegible]王の父祖を寺中に祭る事となせるは、中々に深き巧みの結果なりと悟らる。抑勝道上人の善巧方便は、彼傳教大師の比叡山を開くに、三輪神と大山咋神を取りこめ、弘[illegible]にして而も同義に歸す。後人此に察せず、宇都宮にも日[illegible]なる[illegible]。[illegible]甚しと謂ふべし。上都賀郡鹿沼は古來日光山領にて、其[illegible]「[illegible]公、[illegible]入[illegible]之[illegible]」[illegible]には、神領の政所たる由緒をも忘れ、近世に時めく[illegible]べし、[illegible]故[illegible]、[illegible]いかな。

[illegible]ばかり、きよくすめる事たぐひなし、林よもにめぐるといへども、木葉一水に浮かまず、魚もなし、若人魚を放[illegible]ば、すなはち[illegible]田をいれず、千町の田代あり、宇都宮は權現の別宮也、[illegible]

定の具足共あり、第十九の箱は、下野國宇都宮の御殿に[illegible]

[illegible]ば、社參のついでに、門外まで見やり侍りけり、いと尋常なる住居にて侍り、兒などのはづれ見えければ、ゆかしく覺えて、歸りていひ遣はしける、

立よりてみる程もなき木のもとの心にかゝるはなのしらはき、

このあたりの人、百韻興行して、社頭に奉納すべき宿願あり[illegible]、侍[illegible]、

[illegible]

(國志云、慈心は社僧の惣行事にて、明神山の東、小田町に[illegible])[illegible]宮廻り見侍る、誠にかうかう數神館なり、此の邊より白[illegible]れば、日數十五日ばかりに、行き歸りなんと云ふ、日比[illegible]川など云ふ大河ども、洪水の山云へば、愛にいつとなく[illegible]

かつ越えて行くかたにもと聞きし名のなこそやこた
た白川の關。

興廢記云、天正十三年十二月、南方衆、宇都宮の城下に忍入て放火す、折ふし風烈しく、明神の社頭、樓門、回[illegible]、小寺山、[illegible]

壁らず立てり。

栃木縣廳 今宇都宮市八幡山の南麓、塙田尾上町に在りて、二荒山神社の西北に當る。明治十七年、縣會を此地に遷し、管下一市八郡を治す。人口約百三十萬。

(圖略)

八[illegible]墳は、明治十八年、宇都宮[illegible]境內に、掘出したる古墳にて、長さ六尺餘、厚さ五寸、巾二尺五寸程、蓋石は二枚にかり、其中には青色[illegible]十、並に小[illegible]十二、石鏃一本、其外骨[illegible]の僅に遺りしのみ、其石棺のあたり、瓶、埴輪の類出しも、皆缺損して全からず。

八幡山 宇都宮市街の北に聳起する丘山にして、一名[illegible]といふ、平地を拔く四十餘丈、[illegible]南北方六十町許に連亘す。八幡宮及び[illegible]在り、山の下(東[illegible])百目鬼、慈光寺あり。國志云、慈光寺、上田七石、[illegible]、宇都宮[illegible]名を聞き、宇都宮[illegible]の菩提所たり[illegible]、永禄[illegible]

(成高寺)

成高寺、曹洞宗、寺領卅石、[illegible]、宇都宮[illegible]綱、其先父芳賀右兵衞成高のために建立す、[illegible]一[illegible]、[illegible]、[illegible]末寺、並びに當代の建立なり。

今泉 今宇都宮市の東北の[illegible]、今泉町、北河原町等に渉る、田川の[illegible]、今泉は又其名にて、宇都宮横田系圖に見え、上三川[illegible]、今泉氏なり。

興禪寺 今北河原町に在り、[illegible]の開く所、[illegible]北川原にあり、[illegible]七石、[illegible]、東勝寺末にて、[illegible]、開山[illegible]、下野守貞綱にて、[illegible]あり、是は其息左少將公綱の法號にて、昔[illegible]となりし故に、當寺の境內にうつしたるなり、當寺ものみ百四十八石の寺領ありしが、[illegible]

平左衞大夫家昌再建し、[illegible]和尚を以て中興開基とせり、境內に奥平の家臣奥平內藏允が墓ありて、[illegible]の石塔たてり、內藏は同藩奥平隼人と爭論し、[illegible]自殺せり、依て其子源八郎、父に內藏の弟[illegible]、江戸[illegible]にて、隼人を討取り、亡父の[illegible]をこしたりと云ふ、[illegible]名高き[illegible]、[illegible]宇都宮の[illegible]、[illegible]には[illegible]なり、(一説に、[illegible]下野の[illegible])

祥啓を伊佐下館の人とす)

清巖寺 宇都宮市中、田川の右岸に在り、[illegible]、[illegible]、[illegible]寺の[illegible]北、今[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]芳賀次郎高[illegible]、弘治元年[illegible]、[illegible]、其菩提の爲に建立する所と[illegible]、今[illegible]、[illegible]、今[illegible]、[illegible]、[illegible]東[illegible]、[illegible]にあり、[illegible]の爲に建立する時と[illegible]、[illegible]、[illegible]、宇都宮[illegible]、[illegible]寺の境內にあり、[illegible]、[illegible]うつしたり、[illegible]厚さ二寸、[illegible]、高さ一丈六寸六分、[illegible]一尺、中央[illegible]一尺、[illegible]七寸、其上の方に梵文二字あり、[illegible]の下に文あり、字數百廿七、

八葉白蓮、[illegible]、[illegible]、[illegible]金剛線、

名入[illegible]、[illegible]、[illegible]之源也、

因茲、當一十[illegible]、[illegible]、[illegible]子、

[illegible]、[illegible]、[illegible]、早出

六趣之苦域、速生九品之淨蓮、乃至法界平等利益、敬白、正和元年壬子八月日、孝子、

妙正寺 上河原町にあり、長宮山と號す、本願、長宮左衞門尉[illegible]の寺、妙正尼にて、文永二乙丑年の草創なり。[illegible]云、當山者、高祖日蓮大聖人之開基、兩日朗日[illegible]之道場也、妙正尼[illegible]之德[illegible]其宗、捨吾宅以爲當寺、[illegible]日妙正寺、時妙正住所、在熱木、文永十一年甲戌、寺院建立。第五世日賢上人は芳賀家の一族なり、高名大[illegible]可の寺[illegible]あり、また本尊釋迦如來の蓮華坐の下に、

[illegible]年乙酉六月十[illegible]日當[illegible]宮內[illegible]律師日賢と記したり。さて當寺[illegible]城南の[illegible]と云所にあり[illegible]、[illegible]年中、[illegible]と云所へ移し、また[illegible]年中今の上河原へうつす。[illegible]五郎[illegible]石塔、上河原橋の傍の[illegible]にあり、五輪の塔[illegible]たてり、東鑑に、文治五年、[illegible]の時、宇都宮大明神に祈誓して、[illegible]を生捕て、宇都宮の社職へ[illegible]になすよしみえたり、されば樋爪五郎季衡は其實なるべし、[illegible]宇都宮[illegible]、[illegible]の末葉は[illegible]、今中里六郎大夫[illegible]として在り

求食川 八幡山の東麓なる野水の末なるが、塙田成高寺の西南を[illegible]て南下し、市中に入り、釜川と合ひ、末は田川へ入る。[illegible]、[illegible]、[illegible]の中程の、南側の[illegible]、いと古き六角の石塔に、[illegible]地[illegible]て建たり、[illegible]に少しの流れありて、求食川と呼ぶ、其[illegible]、一町[illegible]北の方なり、村老の[illegible]に、昔[illegible]に[illegible]、[illegible]の雉鳥を射とめたりけるに、首を射切て、[illegible]、[illegible]た[illegible]同じ所にて、また[illegible]を射[illegible]に、其羽がいの下に、[illegible]日の雉鳥の首をかき抱きてありしも[illegible]をみて、しるしの石塔を建立し

たりしが、[illegible]、[illegible]の[illegible]に[illegible]たれ[illegible]、[illegible]は[illegible]時の孫[illegible]は、[illegible]の[illegible]て、[illegible]し、[illegible]に、[illegible]たる[illegible]の[illegible]なり。

宿[illegible] [illegible]に[illegible]、[illegible]

[illegible]はいふ、

（濫觴）　[illegible]の内、田なにか

にたはたけ之事、まい月御きやうのため、き進したて

[illegible]、[illegible]、

九月十五日　[illegible]

宇都宮城址

[illegible]、[illegible]は宇都宮[illegible]、[illegible]、[illegible]。[illegible]下野守[illegible]、[illegible]宇都宮家の[illegible]、又其[illegible]。[illegible]、此[illegible]は古への[illegible]、[illegible]宇都宮の[illegible]方に、田川の[illegible]、[illegible]。

宇都宮市の中央、[illegible]に[illegible]、[illegible]、[illegible]川近く東方、北方を[illegible]、田川と共に[illegible]、[illegible]の[illegible]備ありて、金湯の固めを恃みたりしも、今大抵廢壞す。[illegible]城は、[illegible]年中、宇都宮[illegible]、[illegible]代の[illegible]中にあり、宇都宮城の事多

く見え、當時[illegible]の官軍の西上する者、必此に會集して[illegible]、[illegible]、當時已に[illegible]ありしなり。[illegible]、[illegible]、[illegible]の名[illegible]の一に[illegible]、[illegible]と[illegible]、[illegible]長[illegible]年、宇都宮[illegible]、[illegible]に[illegible]、[illegible]五十年にし[illegible]宇都宮家[illegible]、[illegible]長六年[illegible]大夫[illegible]、元和五年[illegible]、同八年[illegible]守[illegible]、[illegible]の子[illegible]、[illegible]下野守[illegible]、同七年[illegible]、[illegible]元禄十一年[illegible]守[illegible]、寛永七年[illegible]田山城守[illegible]、[illegible]安永三年戸田因幡守忠[illegible]、[illegible]以て大政改新に至れり。

[illegible]、戊辰[illegible]、四月十九日[illegible]、[illegible]月[illegible]助、[illegible]、[illegible]部[illegible]、官軍[illegible]入城、[illegible]城下、[illegible]官軍[illegible]、[illegible]、[illegible]南[illegible]、[illegible]、四月[illegible]十日、[illegible]隊は[illegible]を出、[illegible]宇都宮[illegible]、一體の地形平坦にして、村落[illegible]、之を過ぎて後は小[illegible]、其[illegible]は[illegible]下野にて、大軍の進退に[illegible]、宇都宮城下は、[illegible]市中大半[illegible]して、市人も少なく、[illegible]り[illegible]には、[illegible]、[illegible]城内には[illegible]方[illegible]、[illegible]の戦争の[illegible]は更に[illegible]れども、[illegible]を進めて[illegible]べしと[illegible]、[illegible]を[illegible]、市中に[illegible]、[illegible]内[illegible]たる[illegible]にて、[illegible]く、[illegible]、[illegible]の[illegible]は[illegible]として[illegible]、兵隊に[illegible]て之を[illegible]、[illegible]中[illegible]を[illegible]せしに、[illegible]、[illegible]入り[illegible]見えて、[illegible]を[illegible]、二十四日早朝、[illegible]より[illegible]の[illegible]なり、[illegible]各隊に通じ、何れも防戦の支度を[illegible]しめ、夫々持場を定め向ひしに、

[illegible]の[illegible]、[illegible]近くに[illegible]、[illegible]、[illegible]内の[illegible]、[illegible]宇都宮城、[illegible]、[illegible]、[illegible]く[illegible]、[illegible]、[illegible]北[illegible]、[illegible]山市中[illegible]、[illegible]日光[illegible]、[illegible]宇都宮[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]小山の[illegible]に[illegible]、[illegible]、[illegible]の[illegible]に[illegible]、一日[illegible]にて[illegible]も諸口より逐出したれども、朝よりの戦にて、上下死[illegible]、[illegible]小山の[illegible]、[illegible]も、[illegible]、[illegible]を[illegible]、[illegible]引[illegible]外に、[illegible]べからず、[illegible]其[illegible]を各隊[illegible]、[illegible]日光に[illegible]、[illegible]内、[illegible]苦戦す、[illegible]、[illegible]一隊[illegible]之を[illegible]て[illegible]、[illegible]外に出、日光[illegible]方へ[illegible]たり、[illegible]、[illegible]死傷者七八十人

宇都宮氏は、[illegible]に[illegible]て[illegible]、二荒山の神[illegible]、[illegible]ならん[illegible]、中[illegible]原氏の[illegible]、[illegible]、[illegible]田[illegible]、[illegible]其[illegible]に[illegible]、宇都宮[illegible]其[illegible]数を[illegible]す、[illegible]、[illegible]、[illegible]を[illegible]、[illegible]、[illegible]宇都宮[illegible]、[illegible]、日光山別當を[illegible]、[illegible]、[illegible]世業の[illegible]となる（日光山[illegible]記に、十一代[illegible]、永久元年[illegible]より、宇都宮[illegible]に[illegible]、[illegible]元年より三年以前に[illegible]とあり）、[illegible]一書に、[illegible]、[illegible]の[illegible]、[illegible]として[illegible]、下向[illegible]して、此地に[illegible]せらるゝ事、三年にして、[illegible]国

の頭領千餘人を誅戮し、衆民安堵の化をなさしめ、然うして大己貴尊、彦根、（大己貴の子）事代主、（上に同じ）天穗子命の四座を鎮守たらしめ給ふ、其後[illegible]の御宇、奥州の夷賊、安倍の貞任、宗任、叛逆の時、誅伏の爲とて、粟田關白道兼の孫大僧正宗圓、江州志賀郡石山寺の座主たりしを、宇都宮に下され、[illegible]の丹誠をなさしめ給ふ、既にして、賊徒誅伐して、奥羽平均に付て、勸賞として、下野の守護に補せられ、夫より子孫之を傳て、宇都宮の檢校職、日光山の別當を兼帯して、累代武を以て家業たる上、紀清兩黨、壬生、笠間を始めとして、譜代相傳の家臣等集りおしけり、云々、〔關八州古戰録〕

悉く之を信じ難しと雖、叙述頗其要を得るに庶幾し、其[illegible]別當は、[illegible]一定せざれど、宗圓一族中にて其人を補任したり。[illegible]、座主系圖は「天永二年寂、其舎弟兼修男宗綱、爲猶子相續」宗綱は八田下野權守と稱し、座主三郎とも云ひ、[illegible]下野常陸兩國之内、凡一萬五千餘町、宇都宮[illegible]、[illegible]日光山別當、應保二年寂」と云ひ、其子[illegible]、[illegible]、[illegible]八田、小田、茂木之祖）の三人ありて、朝綱家督たり。

[illegible]た「文治二年、所衆藤原信房者、佐[illegible]「同二年九月、[illegible]六年まで[illegible]入道蓮生、名[illegible]人）[illegible]下野守、[illegible]名[illegible]

館にて、百五十番歌合し侍りけるに、〔新和歌集〕

[illegible]の衣手寒み[illegible]

[illegible]景綱下野守、[illegible]法名蓮瑜、[illegible]貞綱―[illegible]河守、公綱[illegible]（[illegible]子）―等綱[illegible]―忠綱―興綱（正綱次男）―尚綱―廣綱―國綱とつたへ、[illegible]長二年亡ぶ、[illegible]慶長二年、淺野彈正少弼長吉[illegible]、宇都宮[illegible]十八萬石[illegible]内に、[illegible]を入て改[illegible]、是を以て、同年十月十[illegible]日、宇都宮[illegible]國綱を追放せられけり、國綱[illegible]の事[illegible]て謹出し、同十[illegible]年十一月、武州石濱において病死[illegible]、[illegible]國綱に至りて廿二代、[illegible]六年[illegible]慶長二年まで、凡五百[illegible]年[illegible]、時節到來とは云ながら、是非もなき事なりかし。

[illegible]八月十九日、[illegible]、同廿[illegible]日、小[illegible]、九月十七日、[illegible]

（中略）

[illegible]年十月[illegible]

[illegible]

廿一日、賊石川打光、幸[illegible]、攻宇都宮、官軍奮戰却之、〔飯野文書、按原石川孫太郎入道、今據石川系圖〕三月、顯家諸將討小山、戰于其城外、〔飯野文書〕十日、顯家還[illegible]出、〔[illegible]記〕九月十九日、顯家決策、奉義良親王西征、結城道忠、[illegible]宇都宮[illegible]、兵衆來會者[illegible]萬、進抵宇都宮、留旬餘、其族黨[illegible]至、〔太平記、保曆間記、元弘日記、國魂文書〕小山朝郷、據小山城不降、官軍圍攻、十三晝夜、竟拔之、殺賊無算、〔元正年代記、按、[illegible]〕十月、春日顯國、楠正家、小田治久、其[illegible]宇都宮二〔今川記〕[illegible]正家以[illegible]〔按、[illegible]、[illegible]大管、[illegible]記、房玄記、太平記、異本太平記、島津文書、從其宗正[illegible]、與賊高師直戰、死之〕十二月十三日、顯家發宇都宮。

池上（イケガミ）

今池上町と云ひ、舊城の西北、明神山の西なる街巷とす、昔は池邊[illegible]と云ひ、[illegible]の遺跡なりと。

[illegible]田の西なれば、宇都宮氏の時は野合の地にあらず、元和五年、[illegible]の時、池上の西に傳馬町、石町を置き、今市の中心に定められしより、[illegible]上町の諸街巷成り、此間を奥州路、日光山路、江戸路の交會と爲す。

粉川寺趾（コカハ）

明神山の西、池上町に在りて、今市の最繁閙の巷中に沒す、天台宗の道場にて、永徳二年草創、近年火後廢絶せり。

[illegible]記云、宇都宮に[illegible]、[illegible]といへる聖道[illegible]、[illegible]に[illegible]侍りき、[illegible]、いかなる由にかと問ひ侍りければ、[illegible]持佛堂[illegible]侍るとなん云へり、[illegible]、[illegible]なれ[illegible]、不思議なる[illegible]、[illegible]て、[illegible]ける、[illegible]の國にあらぬこがは[illegible]

[illegible]

國志云、粉河寺本尊千手觀音、由來記傳に「北朝の應安三年五月、宇都宮下野守氏綱、紀州に發向す、紀州の

下野　河内郡

…方強く[illegible]、[illegible]都宮を去り、其[illegible]寺に入り、七月[illegible]日卒す、[illegible]の歸處[illegible]と號す[illegible]と記せり、されば[illegible]緣に[illegible]らずしたるものなり[illegible]、[illegible]首石、[illegible]山と[illegible]。

觀專寺（西原）　池上[illegible]、西原町に在り。[illegible]國志云、觀專寺は[illegible]道に[illegible]り、[illegible]木山と號す、[illegible]にて、廿四[illegible]十三[illegible]、後退に[illegible]山權[illegible]上人は、[illegible]常陸[illegible]二男、[illegible]木二[illegible]と云ふ人なり、芳[illegible]西原に[illegible]創したるに、[illegible]國に[illegible]囘お[illegible]刻、[illegible]人[illegible]依し、[illegible]像を[illegible]、[illegible]すといへり。

一向寺（熱木）　城[illegible]にて、[illegible]町に在り、[illegible]町は[illegible]木町に[illegible]き、[illegible]市の西南偏[illegible]たる、[illegible]觀音寺[illegible]り。[illegible]志云、[illegible]寺は大黒町にあり、一向一念の時宗なり、[illegible]派とは別[illegible]、大[illegible]下宇都宮[illegible]入道[illegible]なりと云ひ、近[illegible]田部馬[illegible]蓮華[illegible]の末[illegible]一向上人、[illegible]野、[illegible]、筑後國[illegible]生、[illegible]、日[illegible]宗、[illegible]記主、[illegible]一向、[illegible]十年、[illegible]江[illegible]化炎、[illegible]阿[illegible]、[illegible]中將[illegible]也、[illegible]寺、[illegible]正[illegible]、當品[illegible]宮、[illegible]師、[illegible]三年、[illegible]向[illegible]宮、[illegible]鶴[illegible]は一[illegible]の境[illegible]、[illegible]四世[illegible]上人[illegible]り、[illegible]應永[illegible]佛[illegible]長三[illegible]寺、上品[illegible]の[illegible]說我[illegible]國中人[illegible]後」[illegible]の襟に[illegible]覺」[illegible]四十八[illegible]の文を付たり、[illegible]の偈、[illegible]時衆[illegible]衣に[illegible]、左の[illegible]迎、[illegible]同上人、[illegible]藤原[illegible]に[illegible]き阿[illegible]陀と唱ふるなり。○[illegible]城普[illegible]につき押田[illegible]、西[illegible]へ引から、[illegible]に、[illegible]、西原の里、池邉の害、眞壁の害、西部庄へ[illegible]の地と[illegible]あり。

桂林寺（ケイリンジ）　池上町、[illegible]の北、日光路に在り、舊城松峰町に在りしを、[illegible]る。寺門[illegible]蒲生君平の[illegible]あり、[illegible]名文山[illegible]上、又其表旌[illegible]町に、追[illegible]碑は[illegible]馬場（[illegible]）に[illegible]。

戸祭（トマツリ）　今宇都宮[illegible]なるも、[illegible]て一部は[illegible]中、一[illegible]村へ[illegible]す。日光[illegible]に係り、八幡山の西にあたり、[illegible]流に、戸祭[illegible]あり、天正十七年、戸祭[illegible]中[illegible]據り、北條[illegible]を拒ぎたり。

野澤（ノザハ）　今戸祭上[illegible]、[illegible]寶木[illegible]と相合せ、[illegible]木村と改む、此に寺内と云へる地あり、古寺の廢せる趾ならん。○國志云、妙吉侍者石塔は、寺内村にあり、宇都宮より一里許北の方にて、日光山の往還より百歩許西へ入る、高さ七尺餘りの塚の上に、五重の石塔たてり、高五尺許にて、正面に「至徳四丁卯八月七日、翠金剛佛子妙吉貞禪」と、四行にしるし、左の方の下に大工國行、右の平に大工實時としるし、上の段に梵字四字あり、妙吉侍者は臨濟六[illegible]の僧にて、夢窻國師の法嗣なり、夢窻は當國那須雲岩寺の[illegible]國師の法嗣にて、雲岩寺に住居したり、其山居の[illegible]にあり、[illegible]は妙吉侍者も、[illegible]にて當國に來りし[illegible]、または當國[illegible]にも[illegible]あら[illegible]、太平記に「妙吉侍者[illegible]、是[illegible]直義兄弟を[illegible]さ[illegible]けるに、[illegible]て、上杉、畠山[illegible]て遠流に[illegible]ら[illegible]、[illegible]吉侍者[illegible]、行方しら[illegible]り、其頃は貞和[illegible]の事[illegible]しだる[illegible]四年より三十九年[illegible]なり。[illegible]の古碑に、金剛佛子妙吉貞禪[illegible]すれど、[illegible]、妙吉[illegible]は二人なり、禪宗の[illegible]吉侍者と[illegible]。

長岡（ナガヲカ）（谷五）　今[illegible]、[illegible]、河[illegible]、竹[illegible]と合せ、[illegible]村と改む、[illegible]の東北にして、八幡山に[illegible]る、丘[illegible]の中に[illegible]り。[illegible]長岡の丘陵は、一群の小溝、[illegible]て他と依らせ、[illegible]に開[illegible]るる者とす。其丘腹に洞穴[illegible]在し、[illegible]に百穴と呼び、[illegible]觀音とも稱へらる、[illegible]穴、[illegible]岩壁に[illegible]像を刻む。

竹林（タケハヤシ）　今長岡、[illegible]と相合し、[illegible]郷村と改む、宇[illegible]の東北、[illegible]の北に[illegible]。竹林は、結城[illegible]に、竹林に[illegible]、宇都宮の一族に、[illegible]泉、竹[illegible]氏あり、[illegible]田系圖、[illegible]宇師綱の男、七郎[illegible]元朝を、今泉[illegible]、其[illegible]路守元業は、竹林[illegible]住人なり、[illegible]の子、[illegible]、竹林七郎兵衞[illegible]へたり

衣川郷（キヌカハ）　和名抄、河内郡衣川郷、[illegible]家。○延喜式に[illegible]名を舉げて、田部、衣川、新田といひて、[illegible]田は芳賀郡に在り、されば衣川郷は今の石井、[illegible]木の[illegible]にて、鬼怒川の岸[illegible]なるを以て、此名ありしを知る。[illegible]るに、延喜式傳馬を[illegible]べき[illegible]の名を舉げて、河内郡の見え[illegible]るは、[illegible]せる者の[illegible]。國誌云、衣川[illegible]す、宇都宮の東にて、今の石井村のあたりなら[illegible]、[illegible]雜記に[illegible]、宇都宮より常陸の小栗へ行[illegible]次第を[illegible]せ、衣川と[illegible]なり。○相馬日記云、衣川郷はもと[illegible]の里といひ[illegible]、川によりて、[illegible]野川の里とい[illegible]し、[illegible]てふも、この里[illegible]おこれ[illegible]こと[illegible]

もみぢ散り[illegible]なき[illegible]に立ち重れたる[illegible]哉、[illegible]

今按、相馬日記[illegible]國の[illegible]に、其前後を顚倒す[illegible]似たり、毛野と[illegible]名に起り、[illegible]名へ移り、水名に[illegible]りて[illegible]名にも[illegible]のみ。

石井（イシヰ）　今[illegible]、[illegible]田、[illegible]等と相合せ、平石村と改む、宇都宮の東一里半、鬼怒川の岸に在り。横田系圖に、出羽守[illegible]、[illegible]の次男、[illegible]左衞門尉業滋は、石井郷を知行して、石井氏の祖とす。

南部右馬助入道法言申軍忠事、
右[illegible]、去六月十五日、[illegible]、同
抽手、[illegible]十九日、[illegible]中里、同廿日、合[illegible]
同牛島之[illegible]、同[illegible]中[illegible]、
[illegible]六月廿五日、合戰[illegible]、同八月五日、宇都宮[illegible]
向之間、令同共、在々所々[illegible]、九月六日、於石井[illegible]
と合戰、[illegible]、[illegible]見[illegible]、[illegible]
向後[illegible]、[illegible]、如件、
[illegible]

石井に、近年製絲場を起し、諸部邑に率先して、[illegible]力の應用を爲し、工業上の面目を一新せり。

平出 [illegible]、今石井に合せ、[illegible]と改む。宇都宮[illegible]、[illegible]、[illegible]守[illegible]、[illegible]

岡本 今[illegible]、下[illegible]、[illegible]と改む。[illegible]此[illegible]。[illegible]路[illegible]、[illegible]明治十六年、岡本を經由することに改修したり、又鐵道[illegible]あり。
[illegible]岡本[illegible]、佐久山に戰死す）芳賀[illegible]今[illegible]

白澤 今岡本村と相合せ、古里と改む、岡本の北に隣り、[illegible]二派と爲り、二十餘町を隔つ）奥州路の一驛なり。
[illegible]つまめぐり云、物憂き事を白坂や、上り下りし身の行方、何[illegible]知ら[illegible]れば、[illegible]ある方を宿として、[illegible]の里の嬉しさに、泊り定めぬ習ひとて、つゞく蘆野を便とし、打越え行けばいつか又、戀しき人に太田原、花はなけれど佐久山に、[illegible]今は喜連川、[illegible]と共に打[illegible]、氏家の里[illegible]、今[illegible]にも、[illegible]淺ましく、云々。（寛永二十年紀行）

下塙 今古里村の大字にて、白澤の北半里。中[illegible]には、奥州路、此[illegible]を[illegible]と、其[illegible]を[illegible]
[illegible]、[illegible]の[illegible]、なるかたお[illegible]う道[illegible]、宇都宮[illegible]下[illegible]の止宿せしと傳ふ。

財部郷 和名抄、河内郡財部郷。○今田原村にあたり、[illegible]

寶井 今田原村、[illegible]、[illegible]、白[illegible]

田原 今古田、立伏、逆面等をも合す、西に山峰を負へ、[illegible]吉[illegible]て、岡本氏家を經由することとな[illegible]。

逆面 今田原村の大字とす。○稲田[illegible]、下野下ヶ橋の妙性尼、狩野の一[illegible]、[illegible]い[illegible]

今里 今中里、上[illegible]、關白、宮山田等と相合して、羽黑村[illegible]、[illegible]、[illegible]五里、羽[illegible]用水は、今[illegible]

御用堀 即羽黑用水[illegible]、上[illegible]、古田、竹林等を[illegible]て、[illegible]宇都宮[illegible]の田[illegible]、[illegible]の利[illegible]なり。是[illegible]元[illegible]、[illegible]、もと[illegible]用村[illegible]の運漕のために造られしが、後養水に供せられ、寛文八年、[illegible]、[illegible]の[illegible]と[illegible]る。

關白 今羽黑村の大字なるが、其名の由來を知らず。宇都宮四近志に「關白の高舘山を、俗說、[illegible]將軍の[illegible]を擊てる高舘山といひ、一古石塔の在るを指して、將軍の墓と傳ふ」云々、[illegible]、[illegible]して後の正を竢つ。

中里 今羽黑村の管内とす。[illegible]云、中里筑後守は、宇都宮の一族、[illegible]の二男なり、河内郡中里郷[illegible]、近世[illegible]中里氏[illegible]、即此[illegible]に出づ。

小倉 今[illegible]と合して、[illegible]と改む、今里の東、鬼怒の河[illegible]に分[illegible]、[illegible]、此分[illegible]の長[illegible]、[illegible]日記云、[illegible]、[illegible]川、[illegible]、[illegible]山、[illegible]、[illegible]二三ヶ[illegible]、[illegible]買[illegible]、[illegible]、江村之[illegible]、[illegible]、下[illegible]、[illegible]、今[illegible]一[illegible]。

羽黑山 今里の西北なる一峰にして、標高四百五十四[illegible]、[illegible]と云ふにあらねど、鬼怒川の右岸に[illegible]、峰頂に[illegible]、之[illegible]氏家の方面より望むに、[illegible]。[illegible]、羽黑[illegible]と傳へ、[illegible]、[illegible]の里を宮山田と云ふ。[illegible]、下野[illegible]、[illegible]、また[illegible]は、[illegible]とある

（宮山田）

云、氏家の驛はきのふとまるべきに、夜更けて侍れば、茶澤にやどる、一樹の蔭も、あさからさるえにしなれば、[illegible]、遠方に羽黑山、[illegible]、[illegible]の雪、霞の間より、ほのぼのと見ゆるぞえならぬ、

[illegible]宮の東につくらひて羽黒を建た[illegible]山[illegible]、

眞壁郷（マカベ）

和名抄、河内郡眞壁郷。今詳ならず、[illegible]見えたり、[illegible]、[illegible]、例あり一箇の一字を[illegible]、[illegible]兩方に[illegible]ならんと云へり。是れ全く臆想に過ぎずと雖、もしくは今の今里、小倉[illegible]。

大續郷（オホツギ）

和名抄、河内郡大續郷、今詳ならず、[illegible]次良の[illegible]、[illegible]大續の[illegible]、[illegible]の[illegible]に同じとすれば徳次良の北にして、日光山の山口にあたり、今の富屋村、[illegible]など同村[illegible]に擬定すべし。

[illegible]二十、下野國河内郡上丁、神麻續部島麻呂と見ゆ、もしくはこの大續の郷人にあらずや、名義相通ふ所あり。

（縄大）

又姓氏錄に、

[illegible]君、[illegible]六世孫、下野[illegible]、[illegible]之後也、

[illegible]、宇都宮[illegible]神社に合[illegible]、[illegible]を[illegible]、[illegible]の[illegible]、[illegible]、日光古縁起に、神[illegible]に、[illegible]宇都宮に移りて明神と爲るとつたへしにも、參稽すべし。猿麻呂は舊史に現々君と云ふにあたり、即御諸別命（彌掛黒[illegible]）[illegible]られ、（日本紀、[illegible]）[illegible]、其實は四世といふべきに似たり。

賀木（カガキ）

下野[illegible]、[illegible]、岩原、[illegible]、關木村[illegible]、宇都宮の西北、日光街道にあたり、石祭[illegible]、[illegible]、實木、[illegible]、宇都宮市街へ入る。

[illegible]の西北、徳次良宿の西に[illegible]、多氣山の下に在り。姿川の一源は、此間に發し、南に下り、砥上に至り、古賀志川と相會ふ。

新里（ニッサト）

[illegible]

（原岩）

徳次良（トクジラ）

宇都宮の北三里、日光街道の一驛なり、日光山[illegible]今[illegible]、[illegible]と相合せ、富屋村と改む。[illegible]中に在次良て[illegible]、此は外久次良なる[illegible]しと云ふ。日光古縁起にも見ゆる地名なり。（[illegible]見ゆ）

○木曾路圖會云、宇都宮の町の中より、右の方へ行く、日光まで九里の路、左右皆並杉、茂り合ひて、炎暑にも晴し、徳次良宿へ三里、徳次良より大澤へ二里。

息軒東遊記行云、過宇都宮城下、出北郭、歩歩登山、天又凄涼、[illegible]、道三里、[illegible]、婦人由閒、南路仍平坦、[illegible]下、相距半里、[illegible]、[illegible]村[illegible]餅、長五寸許、[illegible]、[illegible]、即[illegible]也、生於山澗、大者尺餘、[illegible]、[illegible]、但少香耳、有婦人[illegible]、[illegible]、問[illegible]何在、[illegible]、[illegible]是也、[illegible]也、[illegible]

道芝の記云、徳次良の[illegible]、[illegible]の並立る木どもこちたし、左に仁井里山、こかし嶺、[illegible]峯、かはほり、羽黒、右は飯盛、篠井、たからなど、[illegible]りに連ら重りたる、[illegible]、なとこそやき合ふ。[illegible]十年[illegible]、[illegible]路[illegible]原、[illegible]古戰場、[illegible]、過[illegible]村、[illegible]、門内[illegible]、其下[illegible]、[illegible]。

横倉（ヨコクラ）

徳次良宿の東、田川の[illegible]村[illegible]、[illegible]、日光山[illegible]宇都宮[illegible]、六十里なれば、[illegible]と云ふ[illegible]、[illegible]、連[illegible]あり、[illegible]見[illegible]、[illegible]見るらんと、思ひ出でられての事なるべし。

篠井（シノヰ）

今[illegible]と云ひ、[illegible]、徳次良の北にして、[illegible]出[illegible]、羽黒山の[illegible]、[illegible]に、明治四年の[illegible]しことを錄す、此地なり。また近年、篠井山に、銅坑の[illegible]。

（鹽野室）

輕部郷（カルベ）

和名抄、河内郡輕部郷、今詳ならず、一書に、日光の山口なる、大澤、今市の邊にやといへり、されば大續郷の西隣とす、猶考ふべし。輕部とは、古姓氏にて、已に日本後紀、天長元年十一月、下野國人輕部豐益といふ人見えたり。

鬼怒川（キヌ）

一に絹川、又衣川に作り、古へ毛野（ケヌ）川と呼ばれ、鬼怒は[illegible]に因る。[illegible]沼に發し、[illegible]高原にて、（此間[illegible]川と[illegible]）五十里川と合ひ、南東に下り、日光中[illegible]の東なる大谷川と合ひ、初めて大なり。以下、漸く山峽を離れて、平野に[illegible]、南に流れ、[illegible]六里、[illegible]以下は小舟の漕運あり、十里にして結城（結城郡）に迄し、猶十五里にして中利根の大江に入る、[illegible]より[illegible]十五里許[illegible]。河内郡とは、此水を以て、其東北を限れる以内の義なり。（絹、古俗多く絹に作れり）

（衣川）

過絹川　　　　安[illegible]長[illegible]

[illegible]、[illegible]、

小[illegible]色圓、

（絹川）

鬼怒川は猶結城郡の中に重出す、又衣川郷を參考すべし。

（國誌云、[illegible]、[illegible]）たり、

日光

日光（ニックワウ）　下野國の西北、日光、[illegible]、[illegible]山の山谷は、[illegible]い地、[illegible]に一[illegible]、[illegible]況く此地方を[illegible]。[illegible]て、[illegible]郡に[illegible]。其山谷は、[illegible]は足尾、北は岩代國南會津郡、共に限らる、[illegible]古峰原、[illegible]山に[illegible]、東は[illegible]、[illegible]に限らる。故に、[illegible]、其東端に[illegible]て降下す。今の行政區劃は、

上都賀郡　今市町　日光町　[illegible]
河内郡　大澤村　[illegible]
鹽谷郡　藤原村　[illegible]山村　[illegible]

等に分裂する者、是に日光の一[illegible]、[illegible]八十方里、人口二萬八千。近代、日光を二合して、晃山（クワウザン）ともいふ。

（晃山）

（二荒）日光は又二荒（ニクワウ）に作る、其舊訓フタラなり。蓋此山もと二荒神の主[illegible]、[illegible]、[illegible]宮等を建て、[illegible]、[illegible]に[illegible]、[illegible]音浄土[illegible]、[illegible]せるなり。[illegible]、[illegible]ワウと云ひ、[illegible]に日光佛あるに[illegible]、[illegible]に日光の文字をあてたり。[illegible]、[illegible]、日光の[illegible]は、河内郡二荒山神社の下にも[illegible]、[illegible]、日光山[illegible]所傳の[illegible]、[illegible]縁起、

[illegible]日光山[illegible]、皆傳[illegible]に[illegible]り、[illegible]、[illegible]山[illegible]、[illegible]、[illegible]を採り[illegible]、[illegible]、[illegible]する[illegible]、本[illegible]、[illegible]理な[illegible]、[illegible]此間の[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]の[illegible]にて

下野の[illegible]のふたらの[illegible]なき[illegible]ば[illegible]

[illegible]日記

[illegible]山の[illegible]、[illegible]、[illegible]、之を[illegible]たり、[illegible]、[illegible]を此に置き[illegible]、[illegible]、[illegible]代を[illegible]。[illegible]東方[illegible]、[illegible]と人[illegible]、[illegible]の下に[illegible]、[illegible]一[illegible]山の[illegible]

下野や神のしづめしふたら山ふたたびとだに御世はう[illegible]

[illegible]かに、[illegible]は[illegible]に[illegible]、[illegible]たらの山のおくる[illegible]　[illegible]

[illegible]山[illegible]（[illegible]）　[illegible]

[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]人之[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]

裏見之幽邃、霧降之陰霾、寂光之沈寥、瀑布各暄々、」山[illegible]、[illegible]、[illegible]、一望小衆山、[illegible]於[illegible]分、[illegible]、[illegible]分、蕭々其[illegible]、[illegible]々分、[illegible]、[illegible]」[illegible]之湯、一浴[illegible]、吁[illegible]之仁惠、[illegible]、[illegible]其[illegible]、[illegible]互鳴、[illegible]同鳴、[illegible]相開、[illegible]而[illegible]不[illegible]、[illegible]見[illegible]色、[illegible]九變已[illegible]、[illegible]之[illegible]此山色、[illegible]德[illegible]之間、松杉[illegible]々、[illegible]々、[illegible]々、[illegible]王[illegible]分、乃[illegible]、[illegible]於[illegible]分、[illegible]公傳[illegible]達、[illegible]於[illegible]分、功比[illegible]所[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]支百世、令德是昭、維此令德、高達[illegible]、萬國以寧、雨順[illegible]、[illegible]日二荒其[illegible]、[illegible]、[illegible]分、御[illegible]之高[illegible]、拜[illegible]塔之[illegible]分、尊治安之[illegible]功、[illegible]山[illegible]之[illegible]分、[illegible]、[illegible]之[illegible]分、高其[illegible]術、[illegible]分[illegible]首[illegible]之[illegible]、[illegible]分得安期之[illegible]、凌[illegible]分[illegible]於[illegible]、[illegible]分美於華池之[illegible]、」至若中[illegible]之[illegible]、[illegible]可[illegible]、[illegible]之[illegible]音、[illegible]、南[illegible]北江、[illegible]、[illegible]夕[illegible]、[illegible]、[illegible]天工所[illegible]、[illegible]、」我今[illegible]山[illegible]、[illegible]、[illegible]十[illegible]、[illegible]是、[illegible]此地[illegible]、[illegible]不[illegible]。

大澤（ヲホサハ）　今[illegible]と云ふ、（[illegible]）[illegible]の西北二里、今市の[illegible]二里なる山[illegible]にて、[illegible]山の北にあたる、[illegible]、[illegible]、今市なる如[illegible]、[illegible]、山を出て[illegible]雲のすきた[illegible]、[illegible]と見えたり。

[illegible]十分晴色[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]　宍島　和[illegible]

[illegible]谷川、日光山中の[illegible]を合せして、大澤村の北界を流

[illegible]川に入る、南も又一宿あり、今市の南端に傍ひて、[illegible]、大谷川の南を過ぐ、即ち[illegible]にて、關局を構ふる者[illegible]、大谷橋と今市の宿[illegible]、日光の東、[illegible]六日、[illegible]より[illegible]、今[illegible]

猪倉

今[illegible]大字なり、[illegible]。[illegible]、下野[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]

今市

今今市町[illegible]、下都賀郡[illegible]、千本木、[illegible]、入日六千[illegible]連路と、宇都宮[illegible]、又[illegible]、[illegible]あり、日光[illegible]、四[illegible]、鹿沼[illegible]

[illegible]年、[illegible]

十九[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]常由、[illegible]、今市[illegible]、是[illegible]保の半ばより仰せ下りて、年々に植立られしが、今はこゝらの年月を重ねつれば、何國も之を以て病を癒すべき助とする事にはなりける、此わたりの土の、殊に是薬種生立[illegible]、[illegible]中し[illegible]、[illegible]り、年々此に来て、[illegible]の天保十年[illegible]、享保中、[illegible]、實内有[illegible]、又有[illegible]、下野[illegible]十石、[illegible]田と[illegible]、[illegible]今市[illegible]、十日三[illegible]と日光山の[illegible]、[illegible]は[illegible]山十八、[illegible]、士入の[illegible]、[illegible]九年、[illegible]の[illegible]に出[illegible]の丸木[illegible]たてり、圍八尺あり、[illegible]、南[illegible]祀行[illegible]、今市は日光山の門戸にあたり、[illegible]の[illegible]する[illegible]、[illegible]沼、宇都宮、[illegible]生、白河[illegible]高原[illegible]會津路[illegible]、[illegible]道、[illegible]の如く四通八達せり、時に日光山[illegible]の東軍は、[illegible]の[illegible]、[illegible]不日[illegible]迫に[illegible]、一日[illegible]津[illegible]内に入り、[illegible]の[illegible]を[illegible]、[illegible]根を[illegible]へ、[illegible]、[illegible]に[illegible]し、閏四月一日、西軍已に今市に入り[illegible]なれば、[illegible]戦事を[illegible]、[illegible]方[illegible]、各隊[illegible]、會津へ向けて[illegible]、閏四月二十六日、早暁、東軍小佐[illegible]より出て、今市を攻む、[illegible]に[illegible]隊[illegible]の[illegible]し、山川大[illegible]早き[illegible]、第二大隊[illegible]大谷川を[illegible]、[illegible]方[illegible]大小[illegible]の[illegible]、[illegible]は[illegible]を[illegible]り、杉並[illegible]の間に出て、[illegible]は一小隊を率ゐて七里村に向ひて、日光より來る[illegible]、[illegible]二[illegible]は今市へ、二小隊を以て向ひたり、此諸隊戦爭の漸く始まりし頃は、南[illegible]已に[illegible]、[illegible]、各隊も引[illegible]となり[illegible]代[illegible]、[illegible]、[illegible]、宇都宮に[illegible]れて日光に走る、[illegible]運動[illegible]を[illegible]ふ、四月廿九日、見[illegible]二百、今市に至り、[illegible]、[illegible]、七里三隊を率て、日夜[illegible]、會津の[illegible]山川大[illegible]、小佐[illegible]に[illegible]、[illegible]を[illegible]、會津[illegible]日に[illegible]、[illegible]二[illegible]を[illegible]、[illegible]四月[illegible]日、大[illegible]、[illegible]軍[illegible]四方に[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]日の[illegible]て[illegible]、[illegible]大谷川を[illegible]、[illegible]、是[illegible]、[illegible]其[illegible]、東軍[illegible]

瀬川

讃土[illegible]。

今今市町の[illegible]内にて、[illegible]の[illegible]村里なり。四月廿九日、官軍、[illegible]を[illegible]し、今市に官戰[illegible]、[illegible]瀬川村に[illegible]戰の[illegible]、[illegible]者に[illegible]、[illegible]、東軍[illegible]、日光に入り、閏四月[illegible]、[illegible]隊[illegible]、[illegible]、二川元助、北[illegible]、[illegible]、木道より[illegible]、片[illegible]は隊[illegible]、[illegible]を[illegible]、[illegible]より進む、已にして[illegible]の兵、共に日光山の[illegible]、山[illegible]相[illegible]に軍を[illegible]へ、[illegible]日[illegible]、[illegible]夜を[illegible]して[illegible]（[illegible]）

七里

今日光町の[illegible]内なり、今市の西一里半、日光鉢石町の東半里、大谷川の南岸に[illegible]。[illegible]日光山[illegible]、今[illegible]日光鉢石町は、[illegible]年、[illegible]宮[illegible]に[illegible]、[illegible]、[illegible]を[illegible]て、[illegible]達し[illegible]、[illegible]より、[illegible]住して、街坊を飾せり、今市驛も、其頃置れたる驛舍なり、もとは七里村にて[illegible]、大[illegible]渡にして[illegible]、宇都宮へ

も逵せしといへり、那須へ通ふと、會津へ行くは、古も今も其路同じと知るべし。

生岡（イクヲカ） 又上野（カウヅケ）と云ひ、上里の西なる高地にして、大日堂あり、[illegible]彫像なり。野口山上村は、相隣る小村、共に日光山文書に見えたり。

（日野）

林氏[illegible]山[illegible]傳云、弘仁十一年九月朔、空海、建大日堂置像、于野口生岡、俗稱、此昔此山[illegible]出入之處、空海[illegible]年[illegible]月、[illegible]、又[illegible]内于野口生岡大日堂、其守護[illegible]州、云々。

日光（ニツクワウ） 今日光山中、[illegible]と稱ふるも、其實は市街を成すは、鉢石より西町[illegible]西[illegible]一里に過ぎず、日光停車場は鉢石の小字松原町に在り、宇都宮へ二十五哩、東京へ九十哩（大抵[illegible]高、鉢石町六百十餘[illegible]）

林氏神社考云、[illegible]、日光、[illegible]相違、[illegible]其[illegible]耶、又二荒和[illegible]真[illegible]領、由是[illegible]國俗、南[illegible]山[illegible]、日光山志云、文明年中、[illegible]に日光山にのぼりてよめる、むかしは二荒山といふとなん、雲きりもおよばて高き山の端にわきて照そふ日の光哉」又和名鈔、郡名[illegible]に、下野國都賀郡内に布多（フダ）と書たるは、今[illegible]里に其遺稱も聞えざれども、若くは二荒山の邊なる、山麓に有し地名ならんといふ説あり。○奥細道云、元祿二年卯月朔日、御山に詣拜す、往昔、此御山を二荒山と書しを、空海大師[illegible]の時、日光と改め給ふ、千歳未來をさとり給ふにや、今此御光一天にかゝやきて、恩澤八荒にあふれ、四民安堵のすみか穏なり、猶憚多くて筆を擱きぬ「あらたふと青葉わか葉の日のひかり」○高田氏[illegible]日記云、日光山は、もと二荒山にて、二荒は男體、女峰のふたつの荒山ならびたればいひけんを、後に音の名によりて、日光と[illegible]、[illegible]のひかりとも、道興准后はよまれし也。

二荒の名義につきては、毛野公の祖先の偉績に合考して、太荒人神（フトアラヒトカミ）の意なるべしとの新按を、宇都宮二荒[illegible]の條に掲げたり、[illegible]にて古[illegible]の[illegible]、[illegible]來二の義に非ず。又男體女體二山の説あるが、此山には三山三所が並び稱ふるも、筑波の如き二山の特號は、かつてなき事也。

鉢石（ハツイシ） 日光の驛市にして、大谷川の[illegible]に[illegible]、[illegible]山の陰にあたり、[illegible]山[illegible]に[illegible]山中の一市[illegible]、今[illegible]、[illegible]の[illegible]許。

[illegible]長[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]。

鉢石町は[illegible]、[illegible]一[illegible]より日光山[illegible]門前町なりき[illegible]六年、[illegible]に[illegible]、[illegible]五十里[illegible]、この頃の南に、人馬[illegible]、[illegible]べくもおもひしに、寺の坂本迄、所々より出來る、過分なりし事なり、[illegible]、[illegible]見[illegible]九曲折なる岩につたひてよぢ登れば、寺のさま哀に、松[illegible]、[illegible]もなし、左右の谷より大[illegible]、[illegible]の岩のさきより[illegible]あり、長さ四十丈にも餘りたらん、中をそら[illegible]見え[illegible]、[illegible]たるとなん、此山に小菅[illegible]、[illegible]にあ[illegible]、ゆゑある名と見えたり」云々。されば、此地の民村たりしも、久しき事なり。（宗長紀行一本「福なる地と見ゆ、坂本より[illegible]」）[illegible]町、[illegible]町、[illegible]町、[illegible]。

宜信[illegible]の内意ありて、上野（ウヘノ）、日光も改正あるべき旨なりけるが、年々鉢石町困窮しておとろへぬるを、長州より宜信[illegible]に申上、[illegible]、日光參詣して蕃しからざる旨、（御目見以上は拜禮、以下は拜見）被仰出、[illegible]と[illegible]、[illegible]人、[illegible]とも、[illegible]、人々多く參詣したりけり、[illegible]にて[illegible]、[illegible]、[illegible]すべき[illegible]。

日光[illegible]志云、鉢石町の入口、左の方に小き番屋有て、參詣の者の國所を尋ねしるす、是は坊より置所にて、おの〳〵その國の坊あり、みだりに他家に止宿いたさせまじき爲なりと、但し江戸者はいづれにても心次第なりとて、[illegible]の[illegible]邊に、御番所あり、[illegible]より[illegible]に、[illegible]ならざる[illegible]、[illegible]て、[illegible]手形を取て、御門番に見せしめて、後出入す、云々。

山志云、鉢石町北所は元和年中、[illegible]の事に仍て、[illegible]、[illegible]を[illegible]、通路の便宜とせられしより、商家連住して、街坊脩飾せし事とぞ、又里老が語れるを聞に、上鉢石坂うへは、もと星宮の山上より續きたる山なるを、坂口より下馬（ゲバ）迄、山の中[illegible]て、中[illegible]に[illegible]なり、今中鉢石といへる所の北裏は、町家の際迄、押寄て大谷川の水瀬に有しゆゑ、[illegible]て[illegible]しに、其瀬など、山腹の土石を以て填られ、新瀬を小倉山の麓寄へ疏鑿しけるゆゑ、今は[illegible]、[illegible]、中下鉢石[illegible]、下川の[illegible]と[illegible]也、又[illegible]山[illegible]へ[illegible]、[illegible]山[illegible]、[illegible]、さればこそ[illegible]、[illegible]町、[illegible]、鉢石[illegible]に[illegible]を[illegible]、[illegible]、其[illegible]は[illegible]門[illegible]と[illegible]して、山内中山（ナカヤマ）の地に在しといひ、[illegible]

[illegible]、[illegible]長門守[illegible]日光[illegible]、[illegible]佐[illegible]守

町、[illegible]に在りし[illegible]、又山[illegible]に在りし民家なりしが、寛永十七年、故ありて新町なほ鉢石町の下へ移[illegible]、[illegible]山[illegible]、[illegible]品田[illegible]の[illegible]、[illegible]に[illegible]、[illegible]、日光山[illegible]、[illegible]山[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]今妙道院の[illegible]中鉢石町に在り、[illegible]の

星宮（ホシノミヤ）　鉢石町の西端、[illegible]の[illegible]に[illegible]、[illegible]香火所にて、鉢石山と稱す。宮と云ひ、星辰を祭る。東町、西町の總鎭守とし、開山勝道上人の置く所とつたふ。[illegible]

山菅橋（ヤマスゲ）（神橋）　又神橋（ミハシ）（訓美波之）と呼ぶ、鉢石町の西、大谷川の激湍に架し、廟寺に入るの第一阻たり。山菅の橋とは、清氏の[illegible]に、山菅の[illegible]、名なきたる、なかしと

裝せ、元來萬葉集に「黑髮山の山菅」とよまれたるに因りて、黑髮山に[illegible]たる[illegible]なり。されど萬葉なる黑髮山は、もと此日光の峻峰をよみたるに非ず、而も八雲御抄已に黑髮山、山菅橋を下野の名所に擧げたれば、[illegible]に山菅橋あり、[illegible]の事にあらず[illegible]、[illegible]

日光山にやますげの橋とて、深秘の子細ある橋はなり、くはしくは緣起に見え侍る、又顯露にしるし侍るべき事にあらず、〔同國雜記〕

法い[illegible]みな[illegible]山菅の橋、道芝の露[illegible]、[illegible]、[illegible]に[illegible]流れ、[illegible]なる[illegible]の中に、[illegible]方[illegible]、[illegible]も[illegible]寄せたるやうに、眞白に逆卷て流る、水上を見遣れば、自[illegible]に[illegible]たら[illegible]、[illegible]、[illegible]これ見[illegible]わたりに、朱の[illegible]橋はわたせり。〔[illegible]二荒山神傳云、[illegible]道者、下野國芳賀郡人也、天平神護二年三月、道年三十二、步自大[illegible]北到此、山下有一河、不克[illegible]、[illegible]有神人、[illegible]可畏也、[illegible]、[illegible]、[illegible]也、[illegible]汝也、[illegible]、[illegible]、到北岸、已而神及蛇、沒而不見、初此山神到此不能涉、山菅生茂、壙河成橋、故曰山菅橋、[illegible]、入北嶺、[illegible]手[illegible]觀音像、名四本龍寺。（オヤマカチ）日光山志云、[illegible]北を[illegible]山內と云ひ、[illegible]、左へ[illegible]路を云ひ、[illegible]への[illegible]、[illegible]、一町半程も[illegible]、[illegible]の地有り、[illegible]本坊[illegible]、右の隅は淨土院、左の隅は觀音院より相[illegible]、[illegible]、光樹院と、[illegible]の[illegible]、南側にあり、此[illegible]中山と唱ふ、御本坊に[illegible]の地を[illegible]れば、左のかたは[illegible]、右の方は御本坊の表なる[illegible]小路に

て、[illegible]、[illegible]、[illegible]ふ[illegible]、[illegible]、四月十七日、[illegible]、更服、出[illegible]、拜瞻神宮、金碧煒煌奪目、昔[illegible]而過、沙彌引抵三佛堂、堂西即爲二荒新宮、既而法王[illegible]宮、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]日[illegible]、[illegible]、[illegible]、各換[illegible]出、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]

東照宮（トウセウ）　[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]正面は[illegible]宮とす、[illegible]、[illegible]、[illegible]、層塔[illegible]、[illegible]、[illegible]

あづまてる神のみことの安國としづめましける御代はよろづよ、　[illegible]

[illegible]、[illegible]、[illegible]三峰對峙勢[illegible]、[illegible]日光山下過、天地[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]小[illegible]、[illegible]、[illegible]

[illegible]二年、[illegible]、[illegible]、[illegible]、久能山に[illegible]りしが、遺命に隨ひ、更に其廟[illegible]を下野國日光山に卜し、明年に至りて[illegible]、[illegible]、寬永十一年に至り[illegible]、[illegible]十[illegible]年に至りて成る、[illegible]、[illegible]

號と稱す、而して其神領は、二世將軍の時、五千石を附したりしが、四世家綱に至り漸く增して[illegible]石と爲す、別當僧非に奉行の定ありて、[illegible]門跡之を[illegible]し、[illegible]僧の處分を爲す、例祭は毎年四月九月の兩度に之を行ふ、四月は之を本御祭(ホンオマツリ)と稱し、神事に供奉する者千有餘人、[illegible]代大名二人を差し祭事を[illegible]しむ、[illegible]、九月は小御祭と稱し、神事供奉[illegible]、[illegible]月の半數とす、奉幣使發遣之、[illegible]四月[illegible]、其[illegible]三年、宮號を賜ふに及びて、[illegible]幣使下向[illegible]爲る、凡將軍親ら[illegible]すること、[illegible]三年を以て始と爲し、[illegible]四年[illegible]と爲す、其儀衛[illegible]に當[illegible]儀、人馬の[illegible]、[illegible]下之に[illegible]、故に大役麼起しがたく、譜代大名、或は[illegible]、時に代りて奉幣せしめ、之を名代と云へり。○國志云、東照宮は神領一萬石・別當大樂院(ダイラク)[illegible]石、[illegible]六人、百石つつ、[illegible]八乙女八人、[illegible]巳年二[illegible]十七日大法會、[illegible]四月十七日、[illegible]

我邦中古、[illegible]熟し來り、權現造と稱する一種の[illegible]に初められしに似たり、而して日光山東照宮は、即此權現造の最完備せる者にして、[illegible]、神社としての本殿、拜殿、[illegible]御手洗(ミタラシ)、鳥居、透塀、[illegible]めたる寶塔、[illegible]一個[illegible]僧寺[illegible]て更に僧寺式[illegible]むべき點少しとせず、又此二宮廟には、壯大なる樓門の外に、八脚門、唐門、[illegible]門あり、[illegible]門[illegible]、[illegible]に沿うて、[illegible]、是れ道常[illegible]一種の[illegible]曲[illegible]じて、極めて自由なる配置を爲す者なり、日光廟建築は、第二[illegible]、正面に石鳥居[illegible]

[illegible]

者は、本殿前面より起り、右折左折各二回、石階を登る[illegible]なし。

烏丸光[illegible]日光紀行[illegible]一名日光[illegible]、元和三年、前[illegible]四月四日には、日光山座禪院に着かせ給ふ、天海大僧正、扈從の人々に普[illegible]歎きの上の喜びにあらずや、御門より初めて、御家の運[illegible]れける、それが中に、

京[illegible]

しにはして。

[illegible]、元和[illegible]年六[illegible]

自岐倉伊賀守、寛申二[illegible]、日光山に日光[illegible]と申事有之、[illegible]者[illegible]と可有[illegible]何[illegible]之由、寛申、云々、廿[illegible]日、[illegible]二[illegible]、[illegible]之事、可書[illegible]由、有[illegible]、[illegible]書改之、日本大權現、寛[illegible]年、三年二月廿一日、今夜、東照大權現[illegible]、日時[illegible]有之、

今度の覺書の通、よく／＼とくしんせられ、仙洞へ御つかての時分、申上られ[illegible]、[illegible]は、時[illegible]いにて候はゞ、宮號を申うけ候ても、人のうやまひ候事は、少もおろかは有間敷候得共、是は末代日本の有[illegible]に[illegible]、此たび[illegible]申上候處に、すき[illegible]、と[illegible]、[illegible]此上は何かあるべく候哉、いよ／＼じやうらくせられ候はゝ、仙洞へいくへも／＼しんじつかたしけなきだん、くわしく申上られ給度候、かく時のおごり、わが身のいせいにて、申あぐることにては、神慮をかけて、おしく候間、此段くわしく申上られ度候、いよ／＼末代まで、權現の御徳たふることなく、[illegible]とゝんずる、[illegible]ぐわん計にて候、[illegible]、[illegible]代に[illegible]んせいうへは、[illegible]の[illegible]内、たゆることにてはなく候間、[illegible]／＼末代まで、たふることなきやうに、[illegible]のところ、ねんぐはんまでにて候、

霜月廿七日　家光(判)

[illegible]とのへ([illegible]古文書)

十符[illegible]云、東照宮へ[illegible]の時、石の間といふまで、腰[illegible]にて入らせられ、[illegible]、神[illegible]し給ふ、中は[illegible]公、右は豐臣太閤、右は[illegible]とも、また信長公ともいふ説あり、賴朝は謹愼ふかき人なれば、かゝる樣に作るべきにあらず、信長は[illegible]にかゝはらぬぬしにておはしゝかば、その氣性(イキザシ)を顯はしたるものにて、信長なりといへるや正しからん。

石道夜話云、日光山、四月御祭禮、神輿三、御渡被成候、先[illegible]、中[illegible]現、[illegible]、神は[illegible]と[illegible]し、[illegible]にて[illegible]、日[illegible]山へ[illegible]請之由、申傳有之[illegible]。[illegible]て、摩多羅神を其一座とすること疑ふべし、摩多羅神の事は、[illegible]に「[illegible]大[illegible]、[illegible]金毘羅[illegible]、二[illegible]、摩多[illegible]體」として、金毘羅、摩多羅同神なるよしに見え、日吉[illegible]記に「山王[illegible]、[illegible]由[illegible]、[illegible]山[illegible]等、山[illegible]也、云々、[illegible]、金毘羅[illegible]、三[illegible]」と見え[illegible]、山下[illegible]、金毘神、摩多羅神、皆混一して、同神なるよしに記せり、しかれば日吉の一神をわけて、左右に安置せしものか、[illegible]て金毘羅[illegible]、摩多羅[illegible]、名山の守[illegible]は、此日光山の地主、滿願權現をも、やはり摩多羅神なり[illegible]

一[illegible]

[illegible]りといひ、又彌陀の教令輪身して、常行三昧の守也と、[illegible]

[illegible]人心の、隨時の向背を見るべし。

日光廟[illegible]

[illegible]云々、[illegible]の如何なる者なりしやは、今日に於て之を知るに難しと[illegible]

[illegible]受、當人は早々罷下可申、其主人にて、萬事世話可仕[illegible]

[illegible]從江戸之道中筋、馬改申付候處、五石七石小作仕候百[illegible]、[illegible]有之者共、馬[illegible]、其上[illegible]

く植付候由、丈夫に本田の高、手作仕者も少く、漏に
百姓共困窮之族相聞、依之、此度御普請、御代官所、
城地、小地頭、寺社領共、其高より、且人別、御沙汰
可有之候事、
當甲子年より、來丙寅の年まで、御代官所、小地頭所、
寺社領、三ヶ年間、江戸より日光山までの道中筋宿々、
井從日光方四十里の分內、年貢等の事、唯今まで六分
の毛は、三分は從御上、御勘定可被下候、猶有付存事
に候、城地の分は、取付高を取納仕、相殘る高は、分
に無頓着、從御上、其年貢に毛色を以て、御收納の通、
御勘定可被下置候、畑方片年貢に取立、毒作一毛は御
代官所、城地、小地頭所、寺社領共に、其所々百姓へ
德作仕候様申付候、尤其分從御上、以御勘定、城主、
小地頭、寺社へ可被下置候、萬一塲米不足之塲所於有
之者、吟味の上、自用共、貢米の內を以て、可被下置
候事、
日光山より方四十里の塲所、穀米五斗八升候に仕、貯
置可申候、大豆六斗五升候仕、是又貯置可申候、從公
儀、御金御米豆等を以、右貯置候分、可被下置候事、
日光山四十里內、御領所、城地、小地頭所、寺社領、
五石七石小作仕候者、馬一疋宛[illegible]持、夫より高有之
百姓共、[illegible]、馬を牽入可申候、并に百姓家一軒
に付、一ヶ年に[illegible]五升宛、三ヶ年內差上可申候事、
國夫、小隼の事、其所之者、宗門等迄相改、人割、村
高之通可差出候、御用塲は、御沙汰有之事に候、國夫
者は二十五歲より五十歲をかぎり可差出候、小隼者十
五歲より二十三歲をかぎり可差出候、且永錢、晝夜扶
持、其食料、可被下置候事、
六十歲までの百姓、病氣等有之者、國夫[illegible]出事[illegible]之候
者は、三ヶ年間、一ヶ月一人前に二十足宛、草履、ワ
ラヅ、揃先上可申候、村所役人、且人割相改、若病
人等有之者共、一[illegible]之可申候、又一[illegible]之者は其村
々にて割合、上納少も[illegible]相納可申事、
百姓女子、十三歲より十八九、二十まで、木綿糸をと
らせ、一ヶ月一人にて木綿一反分上納可申候、村所役
人世話仕、右糸を四十歲迄の女子え相渡し、自作一ヶ
月に一反宛、尺長く織らせ、上納高不足無之樣、且人
別、役人毎度世話可仕候事、
田作仕付植付、秋作取入の節は、國夫、小隼等之人高、
其所々より吟味、減少の義、可被沙汰候事、
[illegible]村山役の人夫は、且其割、格別之賃錢等、可被下置
候事、
此度、總奉行松平右衛門太夫、秋元但馬守、兩人被仰
付候條、[illegible]、萬一[illegible]
[illegible]、後日急度[illegible]可申付候。
(前同年月被仰渡)

日光山勧請[illegible]、寬永十三年、秋元但馬守、[illegible]を奉て、
天下の諸工、雲のごとくに聚まり、霧の如くつらなりて、
夜を以て日かげに繼て、心を勞し力を盡して、是を經し
これを營す、[illegible]より仁王門、[illegible]の鳥居、樓門の寶
前に至りて、[illegible]ならべ、[illegible]、拜殿、[illegible]
[illegible]および[illegible]等迄、金[illegible]七寶を[illegible]め、五色の[illegible]
にて、或は[illegible]、或は山川の[illegible]、四時の[illegible]化を彫
刻して、[illegible]、[illegible]に[illegible]
[illegible]べし、[illegible]
なすりて梨地とし、其上に蒔繪せり、瑞籬、樓門、神輿
[illegible]、[illegible]の[illegible]門[illegible]に[illegible]、[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]し、[illegible]に、[illegible]、[illegible]は、
廻廊石垣隔たりて遠ざかると云へども、寵門よりかよふ
道ありて、御[illegible]を[illegible]に其[illegible]ちかし、[illegible]はるか西に
あたり、[illegible]をたつ、七寶の[illegible]、五彩の[illegible]、梁
より架する重[illegible]、柱を束ぬる金[illegible]、磊々たる釘頭、鱗々
たる[illegible]に及ぶ迄、うるはしきよそほひ、連珠合璧のご
とし、右の透塀を[illegible]、南に經藏有り、經藏の前に手
水屋をたつ、[illegible]の[illegible]、地心より[illegible]出する[illegible]
て、ながれのすゑをしらず、是より[illegible]の鳥居を隔て、是
に當つて、西南面に[illegible]所にたつ、是よりなちのかた、
南面に仁王門[illegible]は大[illegible]立に在り、其內に
あたりて御[illegible]有り　　工[illegible]、元和四年、東照宮の鳥
居門、[illegible]を以て造る、高二丈七尺、石造鳥居是より盛
に起る、[illegible]、寬永十八年十月、日光山寶塔成
功により、大工頭木原木工義久、銀百枚、其他の二人へ
五十枚づゝ、石工[illegible]作、右[illegible]へ金[illegible]下され、
又[illegible]には月俸をも下さる、これ棟造に心いれ、力を盡せ
しゆゑの賞とす。○柳營秘鑑追加、御寶塔、天和三癸亥
年、五月十日、地震にて[illegible]損じに付、此度は唐銅に造替
[illegible]、是今の御寶塔也。

輪王寺（リンノウジ）

（滿願寺）

東照宮の前大路、東側に在りて、日光門跡、又[illegible]と稱せらる、即日光山諸佛道塲の總攝なり。

按、日光山の[illegible]、[illegible]四本龍寺、又滿願寺（マングワンジ）なりしと、
法[illegible]門跡と[illegible]し以來、[illegible]輪王寺と[illegible]す、明治維
[illegible]、神佛分離の[illegible]、一山の寺坊を[illegible]し悉皆
滿願寺に[illegible]せ、輪王寺以下の[illegible]を[illegible]む、本寺[illegible]の[illegible]
[illegible]、實に人目を[illegible]せしが、明治四年五月[illegible]に[illegible]り、
爾後[illegible]、[illegible]（大[illegible]）、[illegible]
其他總て[illegible]、十六年に至り
て[illegible]寺の[illegible]、[illegible]王寺の[illegible]す、往時
二十六院、八十坊と[illegible]へしものは、[illegible]
に十[illegible]を存す[illegible]
[illegible]　安養　法門　[illegible]　[illegible]　[illegible]　淨土　[illegible]

[illegible]（以上三坊）

山號云、「[illegible]當山日光[illegible]の本院にて、古くは光明院と稱し、寛永十八年、天海僧正中興せられたり、されど、元和三年、東照宮鎮座の時は、天海は本坊院に住せず、同七年、光明院本坊再建、寛永十八年、本坊を今の地に移して造營せらる、光明院とは當山上古よりの本主坊なれば、かく移されし後も、[illegible]、昔光明院の號を用ひし由、又寛永十年の[illegible]は、明暦元年、本照院宮守澄法親王、遂に尾院の院宮を拜し給ひしより、續し奉ることとなり、貞享元年十二月の大火災に御本坊焼亡し、御客殿御書院向は、同二年、江戸上野御隠殿を此に移し有て、再興ありしといふ、御門主は毎年二回、上野より登山、將軍家登山の砌は、御本坊に假の御營を設け玉ふ、其時は御門主は東山[illegible]院は假の居所なり。」（下野國志云、滿願寺は一乘實相院とも云ひ、一山の衆徒二十六院、坊舍八十字あり、學頭を修學院といふ、住田一萬三千六百石、開山勝道上人なり、觀世音の坐す山との義を以て、補陀落山と號く、弘法大師登山してより日光山と改む、そは大日遍照の山の義なるべし、其後慈覺大師登山して法華を唱へしより、天台の山とはなりしなり、中興開山慈眼大師は、開山上人より四十九世なり、同五十世は毘沙門堂大僧正公海、五十一世は初めて法親王一品守澄法親王と申奉る、）

南柯紀行云、四月二十九日、東軍日光山へいたる、日光は一方口にて、左右後方とも高山聳え立ち、容易に上るべき地にあらざれば、隨分守るには宜しと雖、[illegible]に乏しきを以て、持久すべきにあらず、依て日光山神廟へ一同參詣の上は、速に今市に出で、此にて防禦せんと欲すれども、宇都宮一敗後、人心瓦解、唯一寸にても退くことを[illegible]、[illegible]に近く出ることを好まず、又日光奉行の議するには、此に多人數留置れては、米鹽も[illegible]て、[illegible]なき地なれば、土人大に迷惑の旨也、[illegible]、此にて戰爭ありては、[illegible]も迷惑、[illegible]に異なし、早く何れへか御立退可然との主意なり、殊に宇都宮落城以來、[illegible]も、此に寄宿せられしが、彼を以て予を招かれたれば、行きて逢ひしに、格別の卓見も無く、唯此地にて干戈を動かしては、廟前へ血を濺ぐに至り、[illegible]も抑く水泡に[illegible]、皆に依て同僚の論なり、是れ[illegible]、一山の僧徒より賴み入て、予に話せしことゝ覺えたり、予は「愈防戰と決心、其手管調ひし上は、假令彈丸神廟に觸るゝといへども、無據次第なり、唯防禦の策未だ相立たず」と答へて歸る、二十七日、神廟を拜し、斯の如き[illegible]地も、最早今日までにて、後來如何なる形勢に遷り行くべきやと、悲泣に堪へず、西軍既にすでに今市に迫る、閏四月一日、東軍日光山を去る。

三佛堂

今輪王寺の金堂是なり、當山第一の巨殿にして、慶安元年、之を日光東照宮の東に建てらる。明治十四年移轉、今地に置かる。南向、兩妻入母屋、桁十七間、梁十間五尺、棟高八丈八尺。

三佛堂前大月明、萬衣凄涼夜壇[illegible]、半空湧出黃金柱、武藏仙人承露盤、　[illegible]　兜

三佛堂の側に、相輪橖、並びに銅燈あり、背面時修置する所なり。橖は銅にて造り、最澄法師の安總塔（比叡山に在り）に擬したるなれば、即法師の舊銘、及び寛永二十年、天海の追記を勒す、（日光山志云、三佛堂は、往古金堂と稱せる者是なり、山内にて第一の大堂、[illegible]、本堂、正面十八間、横間十四五間、日光三社の本地佛堂、千手觀音は新宮の本地、馬頭觀音は本宮の本地、各坐像八尺五寸、阿彌陀は瀧尾の本地、長九尺五寸許、勝道大師當山に登り寺院建立の時、此尊像を彫造す、堂内東の隅に、勝道上人の木像を安置し、艮の方には軍荼利明王の木像を安置す、[illegible]は、男體權現[illegible]、[illegible]應用には大黑、辨天、毘沙門の福智德三天の權化なり、是を日光三社權現と申奉る[illegible]。

蹤點鳴廊夜氣濃、坐知暗雨度深松、一龕燈火四分[illegible]、聽盡與雲入定鐘。紫衣闇頂亦家風、名在山林鐘鼎中、誰喚書生夜深坐、一燈青焰說英雄。藥芽新軟好羹材、寺々園[illegible]晩開、夜雨[illegible]深山[illegible]、落花流水入雲來。

日光山雜句　[illegible]

滿願寺三月會記、弘仁十二年三月中旬、當山住僧道[illegible]、[illegible]、當山者、勝道上人、[illegible]也、去弘仁元年、有[illegible]、有故[illegible]、[illegible]、東國、和田[illegible]、田村大[illegible]、[illegible]、[illegible]諸寺、[illegible]當山、[illegible]、[illegible]、[illegible]、以田村[illegible]將軍、[illegible]、[illegible]、[illegible]、此山有[illegible]、[illegible]、[illegible]三分之一、[illegible]、於當山[illegible]、[illegible]人、[illegible]於當山、此時之[illegible]、入法[illegible]也、[illegible]十五年、[illegible]、下[illegible]國[illegible]、[illegible]、[illegible]上[illegible]之時、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]也、[illegible]願上人之勇猛、號云菩薩也、天安元年乙丑閏六月、座主[illegible]記之。

光明院址

今滿願寺の[illegible]、東照宮の東南に在り、[illegible]と云ふ。[illegible]にして、此地を佛岩谷と[illegible]。假殿は臨時遷座の殿なれど、本社、拜殿、唐門、忌垣（[illegible]）、[illegible]神庫等、具備す。

山志云、光明院舊迹は、今の東照宮假殿〈表門東南〉邊よりして、[illegible]の南の方なる円地の邊なり、上世より當山座主職の境地なる由、當山上古の本院は、四本龍寺と云ふ、其後は座主職を光明院と稱す、[illegible]の頃、仁治元年を始なりといふ、弁覺以來、親王家又は鎌倉將軍家の一族を以て、光明院を[illegible]れ、座主宮下ありき、又執権北條氏の猶子に因て、鎌倉葛西谷に地を賜ひ、當院を[illegible]へ、常に鎌倉在住せらる、東照宮鎮座以後、元和七年、光明院を逆へ、日光本坊建造ありしかば、[illegible]十八年に、今の地へ更に本坊移建となり、後更に輪王寺と改稱あり。この假殿地の六時堂は、近年輪王寺食堂の傍へ移され、鐘樓のみ存在す。

座禪院址（サゼン）　今滿願寺の西にして、五重大塔の南、中山谷の北にあたる。明治十九年、大樂院を毀ち、此に移して、朝陽館と稱し、今宮内省の屬邸とす、貴賓の宿寓に供せらるる者とぞ。

山志云、座禪院迹今御殿迹と稱せられ、輪王寺の西方の地即是なり、往昔、此院は衆徒三十六坊の内にして、開山昌[illegible]僧都より、世々の住職、昌字を以て諱に稱せり、然れども座主職の居にあらず、代々留守權別當と稱せしといへり、其いはれは、座主光明院は鎌倉に在住せられけるゆゑなり、應永廿七年、座主大僧正[illegible]、[illegible]退轉して、光明院の座主職斷絶せしかば、座禪院昌瑜、権別當に任じ、座禪院にて、凡百九十四年の間、社務を司りしが、慶長十八年、昌尊代に、一山と異論に及ぶこと有て、昌尊退院せり、此時、南光坊天海僧正を召して、日光山拜領せしめらる、[illegible]、當山[illegible]中興し、[illegible]此庭に將軍家の[illegible]、僧正中[illegible]勝す、故に御殿跡と申す。[illegible]記云、日光へ登山、本坊坐禪院に[illegible]、[illegible]あり、[illegible]夜間南を開きて、

越行かんなのへの雲もさきだちて山めぐりする初時雨哉、

暫く滯留し侍り、[illegible]に、聞きまほしご侍りければ、

山水の音をはざめのしぐれにて老のなみだは僞りもなし、

ある夜月いとおもしろかりけるに、別當座禪院法印昌源方より、[illegible]、

さてもなほ思はぬ袖のかりねゆゑこよひや都月の山里、

とりあへず返し、

ことの葉の光をそへて見るからに[illegible]都の秋も[illegible]、

一山の[illegible]、酒宴を興行して、稚き兒童數輩集まり、色々匪を盡し侍りき、宴席終りて、藤乙丸といへる少年、休所へ禮に來りて、暫く物語りし侍りて歸りける。○永正六年[illegible]紀行云、日光[illegible]し、坂本[illegible]、入[illegible]の[illegible]に、當坊[illegible]に着きぬ、やがて[illegible]日、座禪院にして連歌あり、

[illegible]はとをはなきの御山かな、

當山常住不退の[illegible]侍るばかりなく、夜に入て[illegible]、[illegible]十六七[illegible]、[illegible]侍り、[illegible]て、夜更るまで盃あまたゝびになりて、謠て舞ひなとして、[illegible]日光[illegible]、[illegible]仁[illegible]、[illegible]光[illegible]「[illegible]」[illegible]、隆宣を十七祖とし、辨覺を廿二祖とし、昌源は四十祖なり。[illegible]院座主の外に、光明院ありしは不審。

[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、寺人、[illegible]論議之事、[illegible]附之、[illegible]、[illegible]行事、不可有懈怠候也、

天正十八年九月廿日　　　[illegible]

日光山[illegible]衆徒中、

日光山滿願寺[illegible]院室社建立記（元祿四年辛未七月日、[illegible]と題す）[illegible]院、[illegible]道上人の上足、當山四代の座主昌尊講師を以て元祖とす、住持は代々、當國小山、宇都宮、或は壬生等の城主の苗を以て附弟とす、慶長十八年、四十七代昌尊法印、[illegible]ありしに依て[illegible]、[illegible]、昌尊は宇都宮の一族、上三川左衛門尉の二男也、寛永十八年[illegible]す（[illegible]）

二堂（フタツ）　常行、法華の二堂の相並ぶを云ふ、五重大塔の西にして、[illegible]宮の南にあたれり、[illegible]金堂、三佛堂と相對[illegible]、二堂の南なる丘には、[illegible]あり、又二堂の西北には、二代將軍[illegible]大猷院あり。

二堂と[illegible]院址の間に、安養院存す、近世滿願寺宮の別當[illegible]たりき、故に[illegible]とも名つけらる。

日光山志云、二代家御靈屋二王門前、南の方に常行、法華の二堂相双び、[illegible]の方なるは常行堂、[illegible]二重垂木、[illegible]彩色、十間に五間、此南堂の[illegible]、山上へ登れば慈眼堂へ至る、また兩堂より通行すべき設に、[illegible]、常行堂内[illegible]の[illegible]、[illegible]方に[illegible]を安す、此堂は、[illegible]年中、[illegible]せられ、叡山に擬して、[illegible]岩谷に[illegible]し玉ひ、[illegible]台一派を興され、[illegible]となり、[illegible]有て、台宗[illegible]と して、文治二年九月、寒河郡にて十五町の地を寄附有し事、[illegible]に見ゆ、[illegible]せしとて、天和三年、[illegible]、[illegible]間に[illegible]、本[illegible]賢菩薩なり。

慈眼堂　二堂の[illegible]、大黒山（ダイコク）（[illegible]）に在りて、[illegible]代

…上門跡の側も共に在り、[illegible]修行、僧[illegible]、

大猷院（ダイイウヰン）[illegible]の靈廟にして、方今[illegible]宮なる宮と云ふ、[illegible]、御靈屋をいひ、今は輪王寺僧侶の供奉する所とす。東照宮の西凡六町、御堂山の下とす。世北隣日常光院[illegible]にして、[illegible]是の舊跡とす。

常光院は、昔大猷院の別當にして、輪円に[illegible]在、東照宮の大營造に相比したり。

山志云、御靈屋は三代將軍家の廟なり、慶安四年四月廿日薨去、遺命に依り、靈柩を當山に入御しなる、二門、（東向）御手洗屋、寶庫、二天門（後光明帝宸翰、大猷院の三字）夜叉門、鐘樓、鼓樓、唐門、本殿、拜殿、皇嘉門、奧院は寶塔にして山上に在り。」眞杆東遊紀行云、拜照朝及猷廟、二廟帯河、後負重山、乃蔚然一名域也、予嘗拜伊勢天照廟、熱考山河形勢、神聖所見、如合符節、何其偉哉、南夜則[illegible]不剪、此則金碧炫耀、時不同也、嗚呼治内異于二百五十年、山嶽為險、鼓腹以樂、即何敢知予、亦背放浪山水、以適世情、生今之世者、可不思其所自乎哉」。鈴木氏日光山紀遊云、東照廟西に行くこと三町餘にして、門あり石階の上に建つ、是れ大猷院の仁王門、即廟域の外部門なり、門の左右に垣墻を繞らすこと、東照廟と異なるなし、門内左右に寶庫、右方前面に水盤舍あり、水盤舍前面に於て通路左折す、石階十數級、樓門あり階上に建つ、二天門と云ふ、門を入り右折、石階を上り又左折、再び階を上りて中庭に入る、右に鐘樓、左に鼓樓あり、前面階上に夜叉門あり、門の左右には又垣墻を設く、夜叉門の垣墻は、内部に於て廻廊を爲せること、東照廟陽明門に於けるが如し、門内直路唐門に接し、透塀其左右に起り、以て拜殿、本殿を圍繞す、本殿左方後面、廊を以て一宇の建築物に接す、即神饌所なり、渡廊の左方に沿ひ行く數步にして門あり、右方階上に建つ、白堊門と云ふ、之れ大猷廟塔の正門となす、門を入れば方階上に小垣あり、右折して階を上り、更に左折して階上拜殿に達す、正面に寶塔ありて、石欄之を圍る、仁王門は廟域外部の門にして、夜叉門は其内部の正門たり、仁王門より本殿に達するの通路は、左折二回、右折一回、階子を登ること凡て五回、皇嘉門より寶塔に達するには、左折右折各一回、階子を登ること四回、其配置全く地形に依りて成れるを以て、素より東照廟の異趣者に均からず、而も全體より之を觀察すれば、共に同一の配置法を以て成れるなり。又云、東照、大猷二廟の諸堂宇は、悉皆色彩を以て之を裝飾し、素木を現はしたるは、神庫一宇に過ぎず、破風、棟梁、唐戸、天井等、悉く彩繪、或は彫刻を以て裝飾す、彫刻は或は高彫、或は透彫にして、其上に五彩を施し、精巧華麗なる、視る者をして其壯觀を激賞せしむ、而して其裝飾法たるや、徒に金碧を誇張し、彫刻を裝ひ、以て俗眼を驚かすに過ぎずと看做すべからず、建築物の位置、及び性質等に應じ、巧みに其裝飾を適合せしめたるは、精細に觀察を爲したる、具眼者の認むる、首肯する所なり、又其建築の年月を考ふるに、大猷院は、慶安四年工を起し、三年にして成る、蓋東照廟の落成を距ること僅に十有五年、故に從事せし工人は、猶生存して、此工事に從ひし者あらん、故に經驗したりし所を以て、後此に應用す、三日月を以て、此偉觀を成就せしも、亦異むに足らず、且東照廟の時に在ては、[illegible]のみ年月人工を費やせしにあらず、[illegible]を中止し、[illegible]する等、幾形を造り、道路を指くの土功、頗大なりき、大猷廟建築の時に及びては、其事建築以外の土功は、夙既に成れり、此事情等異ならざるべからず。

一二荒山神社（フタアラヤマ）東照宮の西に隣り、當時日光新宮（ニツクワウシングウ）と云ひ、滿願權現とも呼ばれたり。明治維新、國幣中社に列せしめられ、二荒山神社と改む、[illegible]は本社に[illegible]、[illegible]上人の山中開創にあたり、二荒山[illegible]寺共新宮を共に營造す、[illegible]は、中禪寺に[illegible]及宇都宮二荒神社の條に詳にす。

（日光舊宮）

舊宮は、中禪寺[illegible]、最初[illegible]し由て舊日たりき、因て中院と稱へられ、神佛分離の際に[illegible]神降して國幣に寄したり、[illegible]三佛堂、（今堂[illegible]）は撤去せらる、常行堂、法華堂、常行二堂に[illegible]日光山常社建立記云、[illegible]千手觀音[illegible]貴命也、最初[illegible]の地は、[illegible]川[illegible]の處所に、[illegible]製し、末代に至て亂さるる故に、[illegible]上人の[illegible]是等相議して、天長四年、小玉殿の東へ俄に遷し、[illegible]三年に、常行堂の後、佛岩山の南をトしたり、此時より當社を新宮と號し、四本龍寺の舊跡をば本宮と名けて、[illegible]の御社とす、二十三代[illegible]建保三年、金堂の西にうつさる、今の新宮是也、元和五年、本社五間四方、七尺間、拜殿、正面五間に九尺間、南北三間づゝ六間、唐戸、[illegible]四間に七尺間、[illegible]殿、唐門、瑞籬、[illegible]三間四方、を設く。」[illegible]云、滿願大權現は日光新宮也、延暦三年、勝道上人の崇め祀る所、そのもとつ社は今の本宮權現にて、新宮は嘉祥年中、慈覺大師の建立なりし[illegible]、社は八棟造にて、前に拜殿あり、祭禮は毎歳三月二日にて、三月廿八日より、本宮、新宮[illegible]を出し、[illegible]り、神輿は[illegible]、本宮、瀧尾三社の神輿を、[illegible]に安置し、入御、[illegible]奉る、其日三社の本地三佛堂の前にて、延年を歌舞す、一山の大衆是を勤るなり、さて此延年[illegible]、[illegible]にて、往古は[illegible]月[illegible]日の夜より、正月七日に[illegible]まで、常行堂にて修正會の爲にも法樂に備へ奉りしと、云々、實は唐土の[illegible]の上手し開元十年[illegible]より[illegible]名

なるを、めでたき文字に改しものなるべし。○新宮の化[illegible]
灯體の義に[illegible]、
峯治譜 新宮の[illegible]、
右[illegible]、
正[illegible]九年[illegible]
清[illegible] 貞女 [illegible]
[illegible]
新宮の[illegible]、高六尺、[illegible]、[illegible]
[illegible]
銅細工[illegible]
野州小山大[illegible]
銅造鳥居門、高二丈二尺、[illegible]年中の[illegible]に係る。[illegible]
堂址には、社[illegible]なる、[illegible]。
抜、日光[illegible]
き[illegible]、[illegible]
なりとす。[illegible]
已貴、本宮[illegible]と言ひ、[illegible]
異甚し。本來の[illegible]理を以て之を觀れば、本[illegible]の二宮[illegible]
は偵に同神なるべく、中世故ありて、各宮に一神つつ
を配當せる[illegible]。[illegible]
とすること、[illegible]
て[illegible]とするは、[illegible]、中世[illegible]
奉仕の[illegible]
かゝるさかさまごとの出て來しにやあらん。草創記は
中世の[illegible]、[illegible]

日光本宮(ニツクワウホングウ)

宮一神配當の說を立てず。
東照宮の東南六町、[illegible]
即ち[illegible]山神の[illegible]
稱し、[illegible]心、南[illegible]、[illegible]
及び小玉殿(コダマ)猶存す。(小玉殿の緣起は瀧尾の條に見ゆ)
日光山にて神賦の歌よみける中に、
世を照らす日の光こそのどかなれ神の名におふ山のか
ひより、〔新和歌集〕 [illegible]律師 [illegible]
山[illegible]、[illegible]山[illegible]
し、[illegible]の方[illegible]、[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]されしに、[illegible]
[illegible]
[illegible]
根、[illegible]
本[illegible]、[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
附屬せしめらる。
日光山[illegible]、貞觀二年[illegible]
中[illegible]
新[illegible]、(清[illegible]三明)、
貞氏の末孫也、又瀧尾社の[illegible]) 同[illegible]主大
夫[illegible]、[illegible]二男、[illegible]
[illegible]
[illegible]
百人、八乙女八人、三社に相分れ、諸祭に奉仕す、天正
十八歲、太閤秀吉公、當山社領被召上、段々減じて、宮
仕十人、[illegible]人[illegible]十人、[illegible]三年[illegible]、[illegible]
仕[illegible]今の[illegible]し。○今按、[illegible]貞觀二年[illegible]
[illegible]、下野[illegible]
大[illegible]、[illegible]、又[illegible]、[illegible]宮にして、
日光山[illegible]にあらず。されど、當山[illegible]、[illegible]宮[illegible]
[illegible]、一名小[illegible]と[illegible]、中[illegible]三[illegible]の社[illegible](た
[illegible]に小野氏と[illegible]
[illegible]
[illegible]、[illegible]見ゆ。

四本龍(シホンリユウ)[illegible]

[illegible]、[illegible]上人の
[illegible]の[illegible]、三[illegible]址たつたふ。
今[illegible]、[illegible]山[illegible]の地に
[illegible]、日光本宮[illegible]の世よりお、
本宮[illegible]を以て、[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
一化[illegible]
[illegible]
[illegible]也、[illegible]

[illegible]

古へ山崩して、往古の佛岩もうせけるよし也、是より瀧尾への本道にて、社頭へ至る迄は、凡八町ばかり平坦に[illegible]

[illegible]るゆゑ、[illegible]いふ。

（佛岩谷）

瀧尾

[illegible]

白絲瀧

[illegible]

世をを遁て結ぶらぎりの末なれやこの瀧の尾のたきの[illegible]

瀧尾中宮

今瀧尾神社とも云ふ、舊號日光山女躰中宮といへり。

[illegible]

瀧尾別所

[illegible]へ奉献したる由も見ゆ。

稻荷川

山志云、今の鉢石稻荷町、一名は出町と唱ふ、[illegible]

火の番屋敷、町家も、稲荷町、萩垣町など、同時に流亡し、溺死のもの三百人餘なりしとぞ、其後町家を此所へうつされけるよし、[illegible]。

（小倉山）

外山（トヤマ）　稲荷川の東方なる[illegible]にして、高からずと雖、[illegible]なり、此邊に小倉山に[illegible]なり。[illegible]山は、稲荷川を隔て、[illegible]なり、半腹より上は、[illegible]、頂上に毘沙門堂、[illegible]上は尖頂にして、堂の[illegible]て、東の方を望めば、[illegible]。興雲律院は、外山の麓にあり、享保年中に置かる。○息軒遊記云、登外山、在北渓之北、[illegible]出後門南左、即山足也、山獨[illegible]、[illegible]小字、[illegible]、[illegible]里之外、不可得而見、爲可恨已。

赤薙山（アカナギ）　日光連山の最東端の一峰にして、[illegible]徴内に望むべし、稲荷川[illegible]の水なり。
日光山[illegible]記云、凡日光の[illegible]、其最高の[illegible]黒髪山、又男體山と稱す、高さ八千百尺、女貌山は男體山の東に[illegible]、七千三百尺、[illegible]七千二百尺、[illegible]に落ちざるべし、[illegible]崖に懸る瀑布を、七瀧といふ
日光名所圖會云、古來、日光の[illegible]禁制に[illegible]したれども、今は[illegible]害したれば、[illegible]見山に[illegible]を賞するの[illegible]、漸く多ければとも、[illegible]

[illegible]が峰の遊賞に止まり、女貌七瀧の仙郷を訪ふ人稀なり、[illegible]

入町（イリマチ）　[illegible]
両町は寛永十七年の開拓にて、昔は綿打村といひ、いさ[illegible]日光奉行二人、各二千石高、役料五百俵、その属僚は吟[illegible]十一人。○山志云、西町菅籠權現は、[illegible]山際に移したり。國志云、幻[illegible]の竹林坊に在りしが、[illegible]なり、花松父子が跡なり[illegible]記したり、今日光山に竹林坊と云はなし、坊舎建立記に、西谷、今の奉行屋舗の邊なりとあり。
[illegible]

田母澤（タモザハ）　[illegible]鐵　兜
[illegible]田母澤に[illegible]、[illegible]の西側を云ふ。近年、宮内省[illegible]入部に供せらる、[illegible]田母澤の西を、蓮花石（レンゲイシ）と字す。
[illegible]

（妙道院）

[illegible]可不如此。○日光山志云、妙道院（メウダウヰン）の迹は、今原町といへ[illegible]、寺は寛永五年、天海大僧正傳[illegible]岩谷へ建立し、十七年今の地へ移すといふ、其廟より一山の香花院と定められ、寺領貳百石なり。
妙道院は、近時無住なれど、七間[illegible]遺れり。
[illegible]三代将軍に殉死せる、堀田加賀守正盛、阿部[illegible]、内田信濃守正信、三枝土佐守守重、奥山[illegible]

（淨光寺）

[illegible]
山志云、[illegible]今[illegible]にあり、昔は[illegible]谷に[illegible]、一名を[illegible]院と[illegible]、六[illegible]の一[illegible]に合併し、寛永十七年今の地に移さ[illegible]、最も古きは[illegible]ものにして「奉鑄日光山本宮椎鐘一口」云々、當將軍源[illegible]

昨、[illegible]日光[illegible]、[illegible]て、
[illegible]
昌源」の道銘あり、さて田母澤を超て、左右に民戸連住
する所を、蓮華石村といふ、其村名のおこれる所は、往
[illegible]石あり、[illegible]
[illegible]
[illegible]
り涌出す、紅景楚々愛すべし。

含滿（ガンマン）　日光西町の西南にして、大谷川の右岸の汎稱なり、[illegible]
[illegible]寺、鳴蟲山等あり。
[illegible]
國志云、修學院、當山の學頭也、天海大僧正の願に依て、
[illegible]
るとぞ、がんまんは慈救の咒の末の一句也。○山志云、
[illegible]
ならず、其奇狀なる形勢、鬼工の知し、巖上に不動の石像
を安す、巖下は碧水盤渦して、潭底測知りがたし、一巖
横九尺許竪七八尺なる平面に、憾滿の梵字あり、靈庇闍
は憾滿淵のこなたなる巖石の上に建てらる、鳴蟲山とは、
向河原と含滿の後に當り、高山東西へ亘り、此邊にての
高山なり、[illegible]
或は新宮山、月見山、[illegible]
所なり、此峯の[illegible]、相好瀧、[illegible]

（憾滿淵）

（鳴蟲山）

り、此山は紅葉の勝景あるをもて、當所の八景の内にも
入られたり、俗言に嬰兒の啼出すなきむしと呼ぶ、此
山にも一日の内に、幾度も雲生じ雨降ゆゑ、雨を涙に譬
[illegible]
ん。

久次良（クジラ）　今日光町の[illegible]
[illegible]
山志云、久次良は蓮華石村より東北にて、御堂山より西
に當り、又西北は寂光の山林入口迄、西より南へは荒澤
の嶺山續き、東西凡拾四五町、南北も又七八町の内を、
久次良村と唱へ、北寄の山際に、御宮の社家衆住し、其餘
[illegible]
に附て、訛れ有る地なりとも聞ゆ。

寂光（ジャククワウ）　日光[illegible]の奇勝に因りて、祠堂を置き、不動尊を祭りしが、
[illegible]
しか、恐らくは古言に非ず。
[illegible]

（若子）

寂光瀧　[illegible]
不動堂、之を寂光寺と名附く、寂光瀧、一名布引瀧と號
す、高さ五六丈、二三級に飛流す、水幅五六尺、此邊一
面の[illegible]、坂落しに岩面を奔
[illegible]
一は八九丈、各横幅六七間許。倉下紫琅林とて、鹿を放
飼せらるゝ山林、[illegible]

裏見瀧（ウラミ）　山志云、[illegible]
次良の大日堂よりすこし行て、右の方に牓示あり、此處
より山路の險を投て、西北へ廿町許行きて、荒澤の山上
[illegible]
の横手故、正面を望むには、瀧の裏をくゞり行きて、向
ふの方へ[illegible]
出てたる下は、道幅四尺許、高さ六七尺あれば、瀧の裏
をくぐり通るに患なし、誠に希代の飛瀑也、かゝる名勝
な、[illegible]
れたる歟。（裏見瀧の上流に[illegible]
廿餘丁[illegible]、岩洞の頂より飛流して、百尺
千岩の[illegible]
より[illegible]
暫時は瀧にこもるや夏のはじめ、　芭蕉

息軒東遊紀行云、游某觀瀑、穿林半里、[illegible]行、渡一溪、上有小亭、亦[illegible]流瀑法也、有導者、云某距此僅七八町、遂行、亦出瀑上、巨巖突出、攀[illegible]其上、降立巖下、正觀其瀑、而下視僅七八丈、[illegible]瀑翼之、若銀龍戯於空、日光瀑布多矣、緩明瀑、急明瀑、而華嚴最壯、[illegible]最奇。○黒髮山記云、[illegible]同[illegible]瀑、露[illegible]石、下[illegible]、々[illegible]腹、仰見[illegible]出、瀑從其巓[illegible]放、[illegible]建[illegible]、[illegible]、善他之所無、所以擅名、[illegible]下、[illegible]、[illegible]々有[illegible]、亦佳境也、[illegible]、[illegible]有[illegible]者、直更拾石[illegible]、[illegible]、[illegible]爲寺也、[illegible]

清瀧(キヨタキ)

今日光町の大字にして、久次良の西、神橋を去る一里半、大谷川の左岸の部落とす、清瀧寺あり。此地は足尾路と、中禪寺路との分岐にあたる。清瀧寺は、[illegible]西町[illegible]道[illegible]にて、[illegible]現司、[illegible]に觀音堂あり、[illegible]の開創とつたふるも詳ならず。往昔、[illegible]八[illegible]寺まで、女人禁制の結界なりしが、女[illegible]は、[illegible]にて[illegible]したり

細尾(ホソヲ)

今日光町の大字にて、清瀧の西南にあり、神橋より此に至る二里。足尾銅山への通路にて、[illegible]に於て[illegible]、[illegible]車を馳走せしむ。又銅山へは[illegible]、[illegible]、細尾峠の南、神子内(ミコウチ)に達せし。此等に、[illegible]を採る[illegible]り、[illegible]澤と名つく。

山志云、清瀧村を少しく行て、中禪寺道は右へ折てゆき、足尾道はたの方へ向ふ、其先に細尾といへる小村あり、上[illegible]より[illegible]其[illegible]の[illegible]人、[illegible]、[illegible]を[illegible]て、足尾へ掛り、當山へ来るもの、山路行旅にて、[illegible]人あるときはする家あり、是より足尾[illegible]の[illegible]一里とす。細尾より上都賀郡古峯(コブ)原へ近し、古峯原は又昆布原に作り、日光山修行[illegible]の一霊場に數へられ、今に山[illegible]あり、[illegible]

(原布昆)

宜更沓日發云、發足尾、過銅山、[illegible]官採銅處、[illegible]山[illegible]事、攀[illegible]千仞、一水流其間、[illegible]行、山背石、瀑[illegible]、路[illegible]接之[illegible]、[illegible]銅山有[illegible]、其上置不動石像、[illegible]而躋、既十餘級、石滑膩、殆難受趾、下視深潭不測、目眩股慄、進退不可、[illegible]山[illegible]、遂[illegible]行、爲得下[illegible]、[illegible]、有[illegible]、自足尾二十里、[illegible]、[illegible]、日[illegible]、足[illegible]、見[illegible]、[illegible]、高八九丈、[illegible]、[illegible]、下嶺三十里、至日光、爲正路、踰嶺左大山、遂中[illegible]

馬返(ウマガヘシ)

[illegible]

(穴瀧)

口腹を養ふに足れり。

回國雜記云、中禪寺より下山して、くろかみ山の麓にて、迎ひとし、馬どもの有りけるを見て、

・日かずへて乘る駒の毛も替るなり黒髮山の岩のかけみち、　道興　准后

前二荒山(マヘフタラ)

古來の俗説に、前二荒の洞窟より、毎年兩度の大風吹出て、即二荒の名ありと曰ふ。事理に合はざる妄言なれど、姑く[illegible]に據りて、其[illegible]を標示す。○林氏二荒山神傳云、下野[illegible]公伊勢に、[illegible]道[illegible]陀洛山碑并序空海、[illegible]日、[illegible]道公[illegible]て[illegible]頂、[illegible]公と[illegible]、不辭管翰之撰、[illegible]以[illegible]之、[illegible]門[illegible]水[illegible]玄珠[illegible]、[illegible]在[illegible]集中、[illegible]、以弘仁十一年秋、[illegible]、入四本龍寺、與寺僧道珍、敎旻、尊鎭、仁朝等、(皆勝道弟子也)往見[illegible]、文[illegible]寺、[illegible]南湖、[illegible]千手[illegible]、而海手書額、日補陀洛山發心門、更創數寺於湖西、北有巨嶽、[illegible]、大[illegible]自[illegible]中[illegible]出、[illegible]、[illegible]、[illegible]二荒、名[illegible]。

是によれば[illegible]年[illegible]の補陀洛山建立記と云ふものに[illegible]ならんか、[illegible]記、[illegible]の古書にはあらず。其文句を玩索すれば、弘仁の補陀洛山記と共に、中世以降の偽託に出づ。

[illegible]、[illegible]、[illegible]建立也、[illegible]、[illegible]見[illegible]、[illegible]、[illegible]、下[illegible]、以弟子[illegible]、[illegible]、[illegible]寺、弘仁十一年七月、下[illegible]當山、入[illegible]、[illegible]中[illegible]寺[illegible]、有[illegible]、名[illegible]、自[illegible]出、[illegible]寺中[illegible]、一年之内[illegible]、[illegible]二[illegible]、[illegible]、[illegible]界、改名日光、[illegible]小[illegible]の[illegible]、[illegible]行[illegible]にも見ゆ)

山志云、二荒山と[illegible]する[illegible]、當山の[illegible]記中[illegible]寺の[illegible]北に[illegible]して、大[illegible]あり、是を[illegible]して羅刹[illegible]と唱ふ、云

云、今も[illegible]村より四五町行きて、右にみたり、高さ數十丈、絶頂の山なり、之を前二荒とも小二荒ともいふにや、[illegible]信ずる事[illegible]あり、人[illegible]の至るべき所にあらず、遂に[illegible]より山[illegible]の所[illegible]るに、口一丈許周[illegible]六七尺程にて見[illegible]、其[illegible]知れず、此穴より風を出し或は雷獸すある[illegible]、雷[illegible]穴ともいふとなん、昔當山の社司、小野氏、(中禪寺の社職を兼務)毎歳二荒の巖窟に到り、春秋二季、風しづめの秘法、空海和尚より相承し、小野氏の家秘と[illegible]、[illegible]たる由なり、されど[illegible]年中、故有て其家斷絶せしとぞ。

深澤(ミサハ)　又三澤に作り、馬返と中茶屋の間、[illegible]山志云、馬返より漸く登り、或は河原路に棧道、或は急流に架せし危險なる道[illegible]、山路を[illegible]、[illegible]といへども、[illegible]にて、[illegible]し、[illegible]の地[illegible]、[illegible]、女人牛馬結界の堺とす、土俗呼て女人堂とも稱せり、劍の峰、此は中[illegible]にて、通路たえんとする[illegible]所[illegible]、棧道を設け、通路の便とせり、[illegible]の上を[illegible]、[illegible]て、[illegible]、劍[illegible]より、中の[illegible]、[illegible]に、方[illegible]、[illegible]し、方[illegible]、[illegible]四五丈、[illegible]八九尺高三四丈

(劍峰)

補陀洛山草創記云、[illegible]、天平寶字六年、行[illegible]二十[illegible]之間、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]四[illegible]法、已天[illegible]元年十一月、[illegible]、[illegible]北方、[illegible]山、其上有大[illegible]、長[illegible]尺許、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、白[illegible]、[illegible]、[illegible]命、[illegible]、[illegible]中[illegible]見、故[illegible]山頂、[illegible]室、化人[illegible]、[illegible]、[illegible]、同[illegible]年歸至伊豆留窟。〇二荒山神傳云、天平神護二年三月、[illegible]、[illegible]大[illegible]峰、北[illegible]二荒山、下有[illegible]、[illegible]不[illegible]。(山菅[illegible]の記傳に[illegible]の大劍峰とは、日光山の外なるに似たり、今知れず、同名の因みに此に係く。

(大劍峰)

中茶屋(ナカノチャヤ)　馬返と中禪寺の間なり、[illegible]に、弘仁十一年、弘法大師登山の時、江尻に華嚴寺を建て、不動尊を安せりと有も此なりと、此邊より中禪寺[illegible]、[illegible]、路傍には熊[illegible]多く、其[illegible]を見[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]なき、[illegible]あり[illegible]三四尺[illegible]、[illegible]に[illegible]ひて[illegible]もの[illegible]に[illegible]、是[illegible]と[illegible]ふ(山志

(江尻)

華嚴瀑(ケゴン)　日光山七十二瀑布の[illegible]に[illegible]、[illegible]名[illegible]、世に聞ゆ。不動坂(中茶屋)より中禪寺、大平に至る路邊より、南に在り、[illegible]谷川の源にして、[illegible]、險崖を瀉下して、此奇觀を成す、高名[illegible]と云へり。

華嚴瀑布歌　小野　高由

日山[illegible]中天下、華嚴瀑布冠[illegible]山、[illegible]三大[illegible]巖[illegible]、[illegible]、[illegible]一[illegible]、[illegible]、[illegible]、一[illegible]之[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、山[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、不[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、鳴呼[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]有諸宗[illegible]第一、[illegible]名[illegible]。

補陀洛山草創記云、[illegible]同[illegible]年[illegible]、[illegible]于時下毛野國司利遠、蒸[illegible]勝道上人、令請雨、故上山頂[illegible]、又至江尻[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]朝[illegible]中[illegible]記云、[illegible]七月、[illegible]、[illegible]許里、至[illegible]、[illegible]、[illegible]十[illegible]、[illegible]進、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]十餘里、有一小[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]日劍[illegible]、[illegible]、[illegible]、有[illegible]山中、有[illegible]、[illegible]小者日方[illegible]、[illegible]大者日[illegible]、[illegible]、又[illegible]十[illegible]、有小[illegible]、[illegible]

[illegible]之中[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]山頂、小[illegible]、自[illegible]、下[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]土[illegible]、自[illegible]出、[illegible]、[illegible]下[illegible]、[illegible]之[illegible]。[illegible]記[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]之名[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]七八町、[illegible]可就焉、既而又上、陵甚於前嶺、有明王堂、少行、水聲映然、有小瀑、榜云西通華嚴瀑、左折而行、出于瀑上、榛莽遮截、僅見其半、乃蹈樹根、攬條枝、尻步以下、得小[illegible]、[illegible]、[illegible]六十丈、[illegible]四[illegible]、下[illegible]十餘[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]以上[illegible]、[illegible]也、[illegible]、[illegible]、虹退于下、[illegible]、不[illegible]、[illegible]見[illegible]其[illegible]者也、[illegible]之、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]七八[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]。(山志云、[illegible]、中[illegible]より[illegible]、凡七八町[illegible]、[illegible]、[illegible]十間餘、或は七八間の所もあり、湖より四五町流れ來りて、板橋を架せり、是を南岸橋と唱ふ、歌の濱への通路なり、足尾へ[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]を[illegible]て、中[illegible]へ[illegible]、大[illegible]に、[illegible]折て小路あり、凡五六町餘をたどり來て、此飛瀑の邊に至る、[illegible]日[illegible]二間餘。[illegible]、[illegible]、[illegible]一の名[illegible]、[illegible]、[illegible]に[illegible]、[illegible]して、半面を[illegible]に[illegible]、[illegible]、[illegible]一[illegible]、下

年一日の苦心に依て、一徑を造り客を導く、即五里半茶屋なり、此より瀑を仰げば、今俗呼て[illegible]、雌雄[illegible]、實に言語に絶するを見る、其[illegible]上、前人未知の一瀑なり、頃日白雲瀧の名を命し、又飛[illegible]に題して、[illegible]と云ふ、

中禪寺（チユウゼンジ）

舊日光山神宮寺の法號なるが、又地名に轉じ、南湖、即中禪寺湖の邊一區を指して呼ぶ。今は北涯なる神祠の前頭には、宿屋商舍の設備ありて、夏時の拜詣觀覽の客を延く、歸石間より、此に至る三里半、即中禪寺の聚落なり。往昔は、女人牛馬、[illegible]登山の結界なりければ、[illegible]舍を山頂小屋と呼びしが、近年は[illegible]を撤し、結界の風習頓に變革す。

中禪寺　　　[illegible]　林外

一逕入險中、危[illegible]過蜀、半空雲名山、盡日不擧足、
群峰爭[illegible]、行人今在[illegible]、激[illegible]、[illegible]、
[illegible]轉[illegible]、[illegible]白[illegible]、[illegible]、[illegible]、
紆曲到絶巖、[illegible]、[illegible]、[illegible]、
祠宇映湖光、金碧亭不俗、[illegible]、[illegible]、

山志云、中禪寺別所は、弘法大師[illegible]、[illegible]上人、延暦三年、登山して湖邊に[illegible]、同七年、又登山せられ、[illegible]湖水の北[illegible]、其時上人基を開かれ、補陀落山[illegible]宮寺と[illegible]なり、其頃より中禪寺の稱[illegible]も起りしか、[illegible]より、一山の上人職のもの、年限ありて寺務を司りしが、寛永年中、故ありて御本坊持（[illegible]）となり、今は一山の支院の内にて[illegible]行す、男体山[illegible]頂小屋、毎年七月朔日より、[illegible]頂する行人、數千登山し、此小屋に[illegible]て、[illegible]、小屋數二十棟餘、番附にして、五十[illegible]あり、湖水の邊より湖の鳥居の前後、或は[illegible]に[illegible]なり。○補陀洛山草創記云、[illegible]、上人[illegible]道[illegible]相談、造船、長二丈廣三尺、[illegible]、北中南門、[illegible]住北涯、供香花修行、上人心[illegible]念、此處非凡地、[illegible]異人卜宅[illegible]、唯願示我本迹、四月四日、[illegible]湖[illegible]、[illegible]四[illegible]、於湖上有一白鵝、連漣浮來、[illegible]一頃[illegible]、人[illegible]自也、南引二十餘里、[illegible]、[illegible]是此所[illegible]、[illegible]公所願、今[illegible]、[illegible]已不見、二十日至西涯、於水中現金色千手觀音、其長八尺、坐青蓮、放大光明、忽爾入湖中矣、五月、上人[illegible]等用[illegible]、建神宮精舍、號中禪寺、[illegible]丈六立木千手像、兩脇[illegible]像、[illegible]立社殿、奉崇權現（今拔、[illegible]立記文、大仏の記文と小異あり、南岸北涯相背後す）毎歳四月二十一日、與弟子俱詣中禪寺、捧法施、致勤行、上人又[illegible]不[illegible]、常結界、故[illegible]、界中二十里、到香野谷と云ふ、

二荒山三所神社（フタラヤマサンシヨ）

舊稱日光三所權現と云ひ、延暦七年、勝道が補陀落山の三神の現示を得て、社頭を建てし者是也。近年、神佛分離の際、改めて中宮祠（チユウグウシ）と稱す、何の[illegible]に出るを知らず、女体中宮に相當るにあらず、[illegible]を[illegible]ふ。今三所の神殿は、南面して湖沈に臨し、拜殿、本殿、瑞垣、中門等、[illegible]あるに[illegible]を具す。前後には[illegible]の大鳥居あり、前なるは湖濱に當る、後なるは高峯（男体）登山口なる[illegible]を[illegible]ぐ、[illegible]別所は、[illegible]にをこらし、[illegible]頂小屋を登拜小屋と改稱す

本社[illegible]宮云、中禪寺の[illegible]社大權現は、日光三社の本社にして、本地[illegible]は、千手、馬頭、[illegible]なり、[illegible]年正月四日、[illegible]者祭とて、社司登山して、上野[illegible]嶺由の方に向て[illegible]を[illegible]ひ、赤城は當社の[illegible]なりと云ひ、其[illegible]は赤城[illegible]の[illegible]にたつる、其子ども此日を[illegible]の[illegible]とて[illegible]して[illegible]を拔く、又赤城の氏子、此山へ登れば、其日[illegible]ると云へり、本社の東に男体山へ登る道あり、頂に[illegible]たてたまふ、毎年七月七日、[illegible]にて、七日の行ありて登山す。

（中宮祠）

下野國河内郡日光山[illegible]、[illegible]、治承四年、[illegible]、[illegible]、[illegible]望成就之後、當國之内久野、大井兩所、被寄當山燈油之料所矣、

凡當山權現之[illegible]、[illegible]代草創[illegible]不合尊之王子也、到[illegible]天皇御宇、[illegible]護景雲元年、[illegible]勝道[illegible]開當山、[illegible]念修行、年尙矣、[illegible]天皇御宇、弘仁七年丙申四月、化人視見于勝道、而告曰、我是當山[illegible]神也、於此靈地、[illegible]送二千八十餘歳是[illegible]也、汝今依[illegible]因、開闢此山、汝爲本願弘[illegible]佛法、我爲[illegible]神擁護人法、云々、其後、仁明天皇御宇、承和五年戊午、大明神[illegible]于當國河内郡小寺山峯、[illegible]補陀落明神、當社壇之南面、有道路、往還[illegible]素、現[illegible]、則神忽成[illegible]矣、或落馬損身、或受病[illegible]死、[illegible]宮[illegible]路[illegible]、移山北[illegible]祠、云々、今之社壇、是當國第一靈社也。（下都宮[illegible]瑞記、大同少異）

國志云、日光權現につき、古來種々の説どもいへるは、[illegible]なき事なり、是は元來、開山上人、傳法[illegible]護のために、[illegible]祀りしものなれども、皇國の神を祀ひしものにはあらず、それは後傳教大師の、比叡山の大山咋神社を擬し、山王權現を建立せし傾のみ、されば補陀洛山草創建立記をはじめ、すべて日光山の古文書に、滿願權現とのみ記して、何の神、何の命ともみえざるを、さるを、後世に何の神くれの命と、さま〴〵にあげつらふは、開山上人の心にもあらぬ、おしつけわざにて、いふにもたらず、[illegible]文集には、神名帳の河内郡二荒山神社と、都賀郡日光山大權現を、混雜して論ぜられたれど、是はもとより別神なり、また本地垂跡と云ふ事も、弘法大師よりはしめたれば、開山上人の時は、其さだもなかりしなるべし。

拔、二荒山の神は、補陀洛山草創建立記に「夫二荒山者、日本[illegible]、[illegible]、[illegible]山[illegible]、[illegible]道上人之草創、[illegible]、[illegible]也」と云ひ、其本名をいはず、[illegible]記には[illegible]に[illegible]といふのみ、

弘仁七年四月、上人詣中禪寺、一七日夜、念誦讀經、

其間大雨□降、洗大地、現白沙、山林溪谷悉振動、上人畏之、於社□前、恭敬再拜、時崇嶽嶺向異香薫馥、忽然三化神現、一如天女、其姿端嚴正麗、以玉冠瓔珞餝其身、齢三十有餘、一束帶把笏、衣冠甚威儀、年五十有餘、一着[illegible]黒白半也、一着狩衣白袴、負弓矢具、形貌蒼白、齢十五六歳、各敷鹿皮而列坐、其外滿庭、異香神、寶冠香[illegible]、前後圍繞、化神告上人曰、我是此山鎮神也、於此靈處、既送三千八十餘歳之星霜、自今而此山、公爲本願主、我爲護法神、但守人法、濟群生、豈非未來之際留約已、上人聞神勅、寶涙盈目、親昇妙跡、豈非往昔結緣哉、神曰、上人明年春可入寳、其願限今日、決涙[illegible]損、如是耳、言已忽失、上人經三箇日、出中禪寺、號四本龍寺。

されは、林氏の二荒山神傳に「弘仁七年、前面中禪寺湖山而瀬、西向山也、假見三神人、其一天女、容止美麗、纏瓔珞、齢可三十、其一丈夫、着冠搢笏、黒白半也、年五十餘、其一神童、狩衣白袴、負弓矢、貌甚蒼白、齢十五六、各敷鹿皮而坐、其屬從蓋萬衆、前後圍遶、隔庭兩[illegible]、道大奇哉、神告曰、我在此山二千餘年、汝今居于此、我爲護法神、」と云ひ、明年三月、[illegible]於四本龍寺」とあり、然るに、正徳年中改撰の瀧尾山由緒記には、弘仁七丙申年四月、上人出中禪寺、會通讀經、忽然化人來、告上人曰、我者是此山神等、汝已貴神・女體神田心姫命、次負弓矢者、味耜高彦根命也、於此靈山送星霜、三千八十有餘歳」とあるに、其三神の名、全く古書に見ざる所とす。又俗說、男體山の絶頂の對面石を、弘仁七年、三神出現の遺跡と稱すも、古書に合はず。而も、日光三社の神の、宇都宮明神と多く同じうするとは、諸書に載見すへし。

續古事談云、下野國二荒山の頂に、湖水あり、廣さ千町ばかり、清くすめる事者なし、其四方にめぐると雖、木葉水にうかまず、魚もなし、昔人黒き[illegible]、湖水にうたれて出づ、二荒の權現、山の頂にあらはれ給ふ、其四方に田あり、其數を知らず、國司檢田をいれず、千町の田代あり、宇都宮權現の別宮なり、行人度の頂を供へ、祭物にするとぞ。

此續古事談に、宇都宮を日光山の別宮とせしは、其本末を顛倒せるにて、奇瑞記、八宮傳[illegible]にも[illegible]、羅山文集、二荒山神傳には、古傳を援引し、頗る[illegible]に從ひ、曰く「本朝舊事紀、延喜式、神名帳、下野國河内郡二荒山神社、日是何神耶、或曰、事代主神、或曰、云有二神共稱大名、名田神、蓋男體神也、故曰二荒、且神所居也、有一書、號[illegible]、曰、昔有宇中將、好鷹狩、一日[illegible]上官在[illegible]、猶騎青馬、携鷹、遊獵田野、與朝日氏之女、六年生子、曰馬王、馬王[illegible]生兒、號陪臨、[illegible]、故名曰猿麿、後[illegible]猿麿、山中有沼、近有沼、二荒山[illegible]、宮上野國赤城神爭湖、日光下野國也、赤城神曰此上野國也、相爭不決、赤城數軍、二荒神恐之、於是鹿島大神[illegible]曰、猿麿善射、其名在弓力、島見猿麿猶在山、二荒神恐化鹿、入[illegible]山、猿麿遂之、鹿不逃[illegible]二荒山、猿麿尋之、假見一婦、呼猿麿曰、汝不知乎、我是此山主也、汝其乃吾孫也、爲汝呼此者、欲使汝從軍、今赤城神現蜈蚣[illegible]、爭欲[illegible]、以是爲言、汝其克同赤城山手決、以爲道成之地、猿麿諾焉、明日往視湖内、有沼、[illegible]、有蜈蚣自西來、猿麿出[illegible]、相相咬、[illegible]、蜈蚣[illegible]、[illegible]山[illegible]、[illegible]其[illegible]自[illegible]也、猿麿發矢、中蜈蚣、左目[illegible]、今欲退北、猿麿尚從之、[illegible]向行、踰沼下、過小山頂、到上野國利根川而還、其戰場血流水赤、故曰赤沼、其草木皆染血、故曰赤木山、今云赤城山、山下有湖沼、云其劔、故曰赤北湖、又云其[illegible]處、[illegible]稱、今宇都宮是也、既而神告曰、今賜汝以此山、宮[illegible]山麓、孫子太郎神出、[illegible]宮中日[illegible]、[illegible]、[illegible]石對上、現其麿尚在山下、[illegible]中[illegible]、[illegible]曰、[illegible]山女神、[illegible]下[illegible]、化[illegible]、告[illegible]曰、[illegible]神、羽[illegible]、[illegible]也、汝[illegible]小[illegible]、[illegible]往[illegible]未[illegible]、[illegible]下[illegible]宇都宮、又山中[illegible]大[illegible]根、男[illegible]、[illegible]降[illegible]、「[illegible]之[illegible]神、今[illegible]、[illegible]男[illegible]中[illegible]者[illegible]日[illegible]也、[illegible]宮[illegible]也、其日[illegible]男[illegible]、日[illegible]記也、[illegible]山中[illegible]云く、河内郡宇都宮[illegible]に合ます。」

[illegible]志料に、[illegible]荒山[illegible]、今三荒山の頂に在す、[illegible]名[illegible]に、[illegible]代主[illegible]とい[illegible]、[illegible]は、大己貴[illegible]、[illegible]三[illegible]とし、[illegible]大己貴命、[illegible]城入[illegible]なりとつたふれとも、[illegible]古事記に見ゆる[illegible]式なる[illegible]、[illegible]に異なることなし、[illegible]大己貴命、[illegible]方[illegible]を祭る[illegible]と[illegible]、[illegible]を免れず。山頂とは[illegible]古事記に據れるにて、即中[illegible]の創建ならんか、其[illegible]を本[illegible]とする歟。延喜式、一[illegible]なるに、二神とは何ぞ、[illegible]にも、[illegible]島祭にも[illegible]とて、其主神を[illegible]と[illegible]は[illegible]し、且日光は[illegible]なるにあらずや。

神宮寺址（ジングウジ）　今中宮祠社務所即是なり、或は中禪寺別所と稱へたり。此一境は、元是れ寺中に就き、神祠を置きし者にて今に[illegible]堂、[illegible]、大塔、常行堂、三重塔、立木觀音堂、妙見堂、[illegible]、[illegible]堂、根本堂、山王社[illegible]の諸寺は、[illegible]の事[illegible]に[illegible]す。其立木觀音は、坂東第十八の札所なり、[illegible]とてつたふるは、[illegible]ふだらくいはにて、[illegible]みの岸に立木のおひ[illegible]久しき

（立木觀音堂）

山志云、中禪寺別所に、保延、久壽、文治、建保等の古[illegible]の棟札は、[illegible]に[illegible]あり、[illegible]作

のみ）又銅鐘、その銘文に曰く「奉施入、男體權現、建保五年丁丑、金剛佛子、淨智房纈宣、生年六十三、大工藤原景則」また古鐘二口、護摩堂の階にあり、徑三尺五六寸、銘あり、一は「貞和二丙戌年二月、[illegible]奉施入、中禪寺」一は寛永十三年の銘ありと、讀みがたし、虫朽ちて所々損せり、元祿四年四月、[illegible]宮公弁法親王、始て登山し玉ひける時、中禪寺[illegible]の神前にて、詩を詠じ玉ひて奉納あり、

中禪千歳阿、一拜覺[illegible]奇、[illegible]三冬色、[illegible]四月枝、湖光[illegible]落、日影泛[illegible]、留意人寰外、[illegible]詩、

性靈集に載せらるゝ、弘法大師の碑は、[illegible]のもとにあり、彼の弘仁の古碑も此所にありしが、破損して文字見えざるにより、公弁法親王再興あり、之を不朽に傳へんとて、銅にて宿を造り、石碑の上に被らしむる故、原文は見えねど、其銅の宿に、細字にて再興の由を彫附たり、〔〕息軒東遊記云、至中禪寺[illegible]、約[illegible]里、[illegible]半之、衆山擁之、若鏡出奩、僧房清[illegible]、依湖[illegible]居、[illegible]、上有大悲閣、閣傍小路、通男體山、其嶺距此有一里餘、有碑、僧空海文也、原碑湮[illegible]所書、海書加於文數等、嘗有既泐、今碑則數十年物耳。

中禪寺常行堂の後堂に、走大黑天を祭る、（足尾の條に縁起を載す）根本堂は虚空藏菩薩を安置し、[illegible]伽羅たは則大黑天にして、摩多羅に同し、上なる[illegible]の條に其説見ゆ。下野國志、莫訶歌羅天神は、[illegible]不可量と翻譯し、和爾[illegible]にも、南海寄歸傳を引て、大黑[illegible]、[illegible]日莫訶歌羅」また[illegible]六臂日、大黑神、[illegible]、在食廚、按天竺寺[illegible]、食廚所祭神也、以爲後神者、[illegible]之言也。

釋書云、釋勝道、姓若田氏、野之下州、芳賀郡人、早出塵累、讀誦勝業、州有補陀落山、[illegible]、振古未有陟跡者、道以神護景雲元年四月、企[illegible]、路[illegible]雪深、雲霧晦暝、不能登、止山腹、凡經三七日而還、天應元年孟[illegible]、又與先志、亦[illegible]而退、延暦之始、季春之月、[illegible]林住、[illegible]、[illegible]不到山頂、[illegible]

[illegible]伽藍、曰神宮寺。

中禪寺湖（チユウゼンジ）　[illegible]宮祠湖、又幸湖と呼ぶ、日光山[illegible]

[illegible]

都て此山中に、大湖三、小湖四十八あり、かかる高山の巓に、數多の湖水あること、奇異とすべし。〇地學雜志云、中禪寺湖の地相地質を檢するに、其南岸と北岸は互に岩石の種類、及び成生の時を異にし、南岸は低くして、岩石は[illegible]、北[illegible]流下し、因て一大窪所を生じ、遂に湖を爲したるなり。[illegible]嘉魚、鯇、鮭、鱒等の魚類、數萬尾を放ち、其生否を檢せしに、頗る繁殖し、今は一の漁場となれり。〇夏日湖上泛舟[illegible]

といふ、[illegible]

沙門勝道、[illegible]水、瑩玄珠碑銘、幷序、

[illegible]、遠水[illegible]吹、鑒物斯在、所以異人卜[illegible]

[illegible]上、寧法[illegible]、不能上也、還住半腹、三七日[illegible]延暦元年四月上旬、更事登陟、亦上不得也、二年三月中、奉爲諸神祇、寫經圖佛、[illegible]一七日夜、堅發誓[illegible]

之猶卑、兩崑吞之又劣、日出先明、月來晩入、不假天眼、

萬甲目前、何更[illegible]、自云是下、千載[illegible]、[illegible]

自[illegible]、[illegible]、北望[illegible]有[illegible]、約[illegible]、[illegible]

南北[illegible]、[illegible]有一小島、今有二十[illegible]、[illegible]

大[illegible]、[illegible]千餘町、[illegible]

側[illegible]、[illegible]自在、[illegible]

[illegible]、萬色[illegible]、由水[illegible]、[illegible]

風雪[illegible]、[illegible]

萬里[illegible]、[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

壹北湖、[illegible]

[illegible]

[illegible]

松風[illegible]、[illegible]

[illegible]

見池中[illegible]月、[illegible]

[illegible]此勝地、[illegible]

[illegible]年四月、[illegible]

[illegible]名[illegible]、[illegible]

如存、[illegible]

千[illegible]、[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

由、[illegible]此[illegible]、[illegible]

合[illegible]、[illegible]

[illegible]、[illegible]

[illegible]

[illegible]

歌濱

[illegible]

[illegible]

上野島

[illegible]

天子聞道事、詔任上野國講師、故號上野島、嘉祥元年戊辰、國仁入山、獻數種寶物於權現、上中禪寺、浮湖、刻藥師及日光月光十二神將像、於南岸之崎、號藥師寺、自西域耆婆、至唐一行、所傳授之療藥、埋其寺中心。

黒檜山（クロビ） 中禪寺湖の南なる一嶺にして、往時は安峰修行の一所たり、山中に軍荼利明王の祠堂を置き、中禪寺湖岸より四里半と稱へたり。

推當歳次、今月今日、擇定吉日良辰、掛奈於日光三所權現滿願大菩薩、并太郎大明神、大眞子、小眞子、前二荒、寶女、[illegible]、黒檜、白根、[illegible]、湯前、赤[illegible]、龍王、峰々嶺々、護法善神、[illegible]中禪寺、根本、[illegible]見、摩訶羅天、千手、千部、十羅刹女、山菅[illegible]、七所明神、總一萬眷屬、十萬八千眷女等、烏頭[illegible]前句言、方今信心大檀那、致一心清淨之誠、抽三業相[illegible]之志、捧句當、凝丹誠、御願一門繁昌、代々[illegible]、[illegible]敬白、（日光觀[illegible]、また殺白い、）

龍頭瀑（リュウヅ） 湖水の西岸にあたり、[illegible]の流の末[illegible]、亦一瀑也。（[illegible]道中[illegible]、[illegible]上[illegible]、[illegible]、[illegible]、挾荊、轉行五里許、至[illegible]、兩山挾[illegible]、[illegible]、瀑奔注其隙、分爲數十道、[illegible]吐[illegible]、復合爲一道、[illegible]、作龍[illegible]之勢、林[illegible]、[illegible]、[illegible]山中[illegible]、又行[illegible]中數里、忽得平原、方三十餘里、[illegible]在、[illegible]、謂之赤沼原、男体山在咫尺、[illegible]如[illegible]、殷々之雷浩々風、鬼[illegible]神[illegible]、角[illegible]、爪鱗依約瀑雲中、謂是[illegible]瀑也、[illegible]、當其得雨[illegible]、[illegible]、捲取[illegible]花[illegible]、巖頭[illegible]、方[illegible]

男體山（ナンタイ） 日光連山の主峰にして、中禪寺湖の東北に聳え、標高二千五百米突、大眞名子、小眞名子、大[illegible]、温如寶、赤[illegible]の諸峰は男体の東微北に連亘し、太郎[illegible]、[illegible]泉嶽は男体の西北に連亘すと知るべし、又西方には戰場原、湯湖、湯瀧川の低隘を隔てて、遙に白根山に對す。

（黒髪山）

是山七十又二峰、連絡抱合倚[illegible]、[illegible]中[illegible]光峻拔、欲[illegible]雪[illegible]色雅、我來正[illegible]九後、宿雲[illegible]午日[illegible]、[illegible]、[illegible]吐乳水、[illegible]、半腹忽[illegible]別乾坤、[illegible]、冷[illegible]、四時長[illegible]、環湖[illegible]相支撐、低昂[illegible]見神功、霜後滿山錦錯落、[illegible]、御[illegible]在頂上、[illegible]、[illegible]頂[illegible]、[illegible]

男[illegible]は、一名黒髪山と云ふ、黒神の義にて、[illegible]山の樹色[illegible]蒼たりしに由る歟、されど、萬葉に、

黒[illegible]の[illegible]山[illegible]に[illegible]ふかも、[illegible]など見ゆるは、此二荒山には非ず。何處とも今知れねど、王の黒髪山の山菅にこさめふり敷しく〱思ほゆ、

詞中に「朝越て」とよめるにて、小嶺なりしを悟るべし。此日光の山峰ならば、いかでさる景物によむべき。而も、八雲御抄に、已に下野國の名所とて、黒髪山を擧げられ[illegible]、萬葉の歌を、[illegible]、日光に[illegible]

[illegible]堀川百首の[illegible]、

[illegible]の[illegible]らん黒髪山のさみだれの頃（公[illegible]）

[illegible]のくろかみ山の頂に雪もつもらば白髪とや見ん（[illegible]）

など見ゆるも、何地の山とも、尋ね定むべき限に非ず。

[illegible]に「[illegible]日中[illegible]寺を立出ける道に、[illegible]ける紅[illegible]、[illegible]見えければ、[illegible]、長門の堅者といへる者に、いひ聞かせ侍りける、

山ふかき谷の朝しもふみ分けてわがそめいだす下紅葉哉、

かくしつゝ、下山し侍りけるに、黒髪山の麓を過ぎ侍るとて、吾人言捨どもし侍りけるに、

ふりにける身をこそよそに厭ふとも黒髪山に雪を待つらん」

これは、まぎれなき此山の詠なりとす。梅花無盡藏に「長享二戊申九月、自上野角[illegible]、[illegible]白[illegible]、途中見黒髪山、及五[illegible]、下野之日光山、[illegible]黒髪山、上野之赤城山、有五[illegible]」云々。

[illegible]知らねども[illegible]見[illegible]かけて黒髪山にふれるしら雪、（[illegible]集）

[illegible] 光 廣

補陀洛山建立修行日記云、[illegible]景雲元年四月十日、上人欲見絶頂、精進念誦、二七日、已[illegible]、[illegible]四十里許、於嶺半腹、有一大湖、宿湖北岸、經行念誦、又欲登其頂上、深雪[illegible]、[illegible]、不[illegible]上、從半腹還、降住湖南、還[illegible]、迄十四箇年之[illegible]、其中練行不怠、[illegible]仰之勤行[illegible]、[illegible]元年四月、遂先志、又欲到山頂、[illegible]、而[illegible]、同二年三月、引率[illegible]、[illegible]、[illegible]、仁[illegible]等、[illegible]、[illegible]修行一七日、遂達山頂、顧四方、[illegible]瑞銘肝、[illegible]、[illegible]、又還本處寺。

[illegible]、日光山、中宮司[illegible]の門を經て、麓より直に山林に入る、此山頂迄三里ありといへど、其實廿[illegible]、[illegible]、[illegible]に[illegible]、[illegible]、[illegible]しき山に、[illegible]一[illegible]に頂まで[illegible]、登路の峻急なるは言ふばかりなし、加之、全山密林なるに、雨水樹根の土を流し去りたれば、[illegible]根に傳ひ岩石を攀ぢ、前人の踵を管めて登る、麓より十二三町、サルマシの接待といふ處、下に湖水を一望し、又南方に富士、東南に筑波を分明に見る、中[illegible]以下は雜木茂生すれども、以上は[illegible]の密林となる、これを五合目の黒木[illegible]といふ、樹黒ければなり、上の接待を[illegible]七合目といふ邊に、巨巖大石横はり、鐵索鐵梯ありて上下す、巖洞の間に銅造の小祠あり、瀧の尾の神といふ、胎内くゞりなどいふ洞穴あり、此よりさばし[illegible]、路[illegible]となりて、彌陀ヶ原といふ、往年彌陀の銅像ありしが、後に撤せしなり、此原の邊より上に、路傍の樹枝、根又は石などに、多く木綿又

は嶮の鎖を繋ぎて、引きはへたるあり、これを命綱と名づく、信ずる者あり二、頭八々らにとて、かせに縋な絡く束りて、おく後を行くなりといふ、頂に近づけば、樹木も漸く短小となり、岩石の間に躑躅を點綴して、園庭の趣あり、頂の地面狭く、祠あり高さも一丈許にて、悉く銅にて包めり、祠より東北へ一町許、頂を傳ひ行けば巨岩あり、背面石といふ、開山勝道上人が、始めて山神に面せし處といふ、此岩の上に一丈五尺許なる大鐵劔を建て、傍に大黒像あり、鍍金蓮花を安す、こゝを絶巓とす、高さは南面より二千四百九十八メートルなりと云へり、又頂より西へ峯通りに、二三町降れば、太郎山といふ小祠あり、祠の形、前のものに同じ、祠旁に大岩あり、下は絶壁深谷に臨めり、はらばひて下を俯瞰するに、在邊悚然、目もくるめく許にて、幾千百丈なるを知らず、砂石皆赤く、富士の頂の状に異ならず。

眞名子山（マナゴ）　男體の東北に並びて、二峯に分る者、即大眞名子、小眞名子と云ふ、是なり。山志に「男體山と如寶（女貌）山の間に、大眞子、小眞子とて、二つの山屹立せり、之を二子山とこそ云ふなれ、後撰集に、

　下野にまかりける女に、形見にそへて、つかはしけるうた、

　二子山共に越えねど増鏡そこなる影をたぐへてぞやる」（六帖には人丸の詠とす）

と識したり。されど東國に下るには、箱根路にかかり、彼山中にも二子山ありて、古來の歌名所とす、散木集に、

　旅人は鏡とや見む玉くしげ二子の山に出る月影、

なといふも、昔箱根路の事とす。日光山中、豈東下の客の通過あらんや、八雲御抄に、下野とするは、たまたま後撰集の「下野にまかりける」とあるに誤られしといふ。又六帖に

　下野やふた子の山の二心ありける人をたのみけるかな

（大木）

此二子を、文字らな子に訛れるのみ、又河野氏國志に「二子山は、足尾郷のつゞきにて、日光山より上野國へ越る山中に在り」と云はれたるも、信け難し、同名にして異山ならん。

（女貌山）

如寶山（ニヨホウ）　又女貌に作り、或は女體山と云ふ、眞名子の東にて、赤薙丸山の西とす、山祠あり、瀧尾中宮の四主と謂せらる。（如寶の西に峯女（タツメ）、帝釋（タイシャク）の二峯ありて、眞名子に連亘す）

日光山志云、這松（ヘヒマツ）は姫小松と稱する五葉なり、山中に多く生ず、中にも如寶山の北裏に、凡八町ばかりが間はひ續き、南へ三谷を越え、北へは七谷を蔓延し、根株の在所すら知れず、峰修行する人、此松の枝上を渡り、山頂するなり、

（七瀧）

七瀧（ナナタキ）は稲荷川の水源なり、小屋原の山路を一里半許登り、四方開け、東の方十里を遠望す、又は女貌山の續きにて、北の方に七瀧あり、「七の瀧」所より落来る、水勢凡十丈、或は十四五丈許もやありなんとは見ゆれども、其下は水煙濛々として測るべからず。

太郎嶽（タラウ）　男體の西北なる連嶺の上に特起す、其西南なる曠野は即戰場原なり、山祠を示現社と云ひ、新宮の奥院に配當せらる。

日光名所圖會云、太郎山は大眞子の西北に當り、海拔二千四百米突、峰頂高く天を摩す、太郎の名に愧ぢざるべく、神橋より麓まで四里、麓より頂まで一里半と稱す、其八九合目より下は、土石崩壞しつゝ、其高千丈なるを知らず、百落と呼ぶもの是なり、山の中腹、一枚石の岩面より、之を横切りて一條の徑を通ず、一歩を過らむか、溝底の陶鬼と化するあるのみ、凡女貌の劔ヶ峯、大眞子の千鳥返、太郎山の新薙、合せて日光山の三大難所といふ。

戰場原（センヂヤウガハラ）　又千町原（センチヤウ）に作る、或は赤沼原（アカヌマ）といふ、之を歌名所の標茅原に附會す。〇日光山志、[illegible]に戰場原なと唱ふ、此野の中に清水[illegible]、[illegible]水を湧き出し[illegible]れを以て、後世之[illegible]、又神戰ありしとき、血流れて[illegible]りしと云ふ、[illegible]原の名もこれより起りしとて、此原野は、中禪寺[illegible]邊を去て、湯元へ行きて二里の行程なり、[illegible]四五月頃に至り、[illegible]の時[illegible]にて、[illegible]一に開き[illegible]として花[illegible]を注ぎたるが如し、故に一名をお花畑とも唱ふ、[illegible]年、常陸の小田入道[illegible]子、小山若犬丸を己が家に[illegible]置く、鎌倉の兵之を攻[illegible]し、野州男體山へ循て籠る、此時は高山にて、力責には落しがたく、同く十一月廿四日より兩陣に、[illegible]分かず、應永四年五月廿七日[illegible]、[illegible]小田が家臣等百餘人討死し、或は火を放ち、[illegible]者ども自害せりと云ふ、[illegible]、大岩に[illegible]、[illegible]小山が家臣[illegible]けり。〇今按、[illegible]、小山、小田の人々の男體山に籠りしと云へるは、常陸國宍戸庄男體山へ[illegible]籠りし事にして、[illegible]日光の山中に非ず、[illegible]後人[illegible]中國[illegible]に合せ[illegible]し[illegible]子[illegible]國[illegible]、[illegible]下[illegible]、中[illegible]、名赤沼、[illegible]色[illegible]、[illegible]上[illegible]、[illegible]

（赤沼原）

（[illegible]）

湯元（ユモト）　又湯本、湖下に在る、[illegible]、中禪寺の西北二里、戰場原を經て[illegible]に達す、[illegible]、大[illegible]四[illegible]、中[illegible]、[illegible]、[illegible]らる、[illegible]の北岸[illegible]に十[illegible]の[illegible]り、[illegible]のためにに[illegible]せられ、[illegible]四月八日を以て[illegible]山し、九月八日に[illegible]を閉ぢ、[illegible]、人民止住せず、[illegible]の山民の、僅に[illegible]を[illegible]のみ、[illegible]、[illegible]性に[illegible]し、[illegible]なり、[illegible]、百六十度に[illegible]し、[illegible]あれど、[illegible]り選出す、[illegible]あり。

山志云、赤沼原を過ぎ、湯元まで三里、神橋より六里なり、昔も[illegible]寒氣烈しく、三月末までも[illegible]ある故、四月八日を初めとして登山し、各々湯室を開き初むれども、白根嶽はまだ殘雪多く、五月末に至らざれば、浴するものも少し、九月には雪降る故、九月八日を終りとして、湯室を閉ち里へ下る、又湯平（ユノタヒ）の温泉あり、山際より溫湯湧出す、昔へは此邊も一面の湯湖にてありしならん、今は葭のみ生ひ茂りたり、此所より上野沼田領への間道ありと云ふ。

鑛泉志云、中禪寺溫泉、其最南に在るを河原湯、西湯と云ひ、陰筧を通して之を浴槽に流す、此を距る北四十間、家屋の石壁下より出るを、純子湯と云ひ、又四間許を離るゝ、石壁底より湧出するを、中の湯と云ふ、其他、岩石の罅隙、或は槽底より、涌出するを、瀧の湯、姥湯、御所の湯、荒湯と稱す、又稍北小池畔の平地より出づるを、荒湯と云ふ、[illegible]凡一町餘、浴室に通す、之を自在湯と稱す、又此湯に接して發するを、笹の湯と稱す。

湯湖（ユノウミ） [illegible]道歷山水記に「北望則有湖、約計一百頃、在南後、南北長」また「[illegible]北湖、其南湖三十許里」とある是なり。湖水に[illegible]に淺し、中禪寺湖に注ぐ、其間に瀑を懸る降下する處を、湯瀧と名づけらる、湯湖の下流に瀑頃さ[illegible]

(湯瀧)

其山之瀑、其數七十有二、[illegible]所謂三大瀑者、曰華嚴、曰霧降、曰裏見、[illegible]霧降、曰觀音、[illegible]幽奇勝、[illegible]綺麗、[illegible]壯[illegible]、[illegible]不知有其隱於[illegible]最奇也、中禪寺湖北、有瀧頭[illegible]、[illegible]保中、[illegible]、一[illegible]、其[illegible]、[illegible]最[illegible]、[illegible]、白其[illegible]四十五丈、[illegible]十丈、其水白一[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]々[illegible]、[illegible]白[illegible]、[illegible]降、草木[illegible]、山鳴[illegible]、[illegible]

之觀也、其瀑側崖、其大有[illegible]之[illegible]、若[illegible]觀音、[illegible]乎其下矣、於是[illegible]見山五名瀑、華嚴之壯、[illegible]、湯瀑之[illegible]、霧降之綺麗、[illegible]之[illegible]壯、觀音之奇[illegible]、[illegible]皆不可[illegible]（復作記）

温泉嶽（オンセンガク） 湯元より登攀半里許にして絶頂に達す、山背は即ち栗山澤なり、山頂は標高二千三百三十餘米突、栗山領の小石倉あり。此嶽は日光連山の西極にして、彼の南北に聳ゆる白根、足尾と相接す、其下に[illegible]の湯と稱ふる小湖あり、[illegible]凡[illegible]諸峯皆は、第三紀に於て盛に噴出し、或は熔岩を流して山嶽を形成し、或は岩塊となりて地層の裂罅を充塞し、或は盛に灰砂となりて降下し、疑灰岩の厚層を[illegible]成したり、高原火山地方、日光火山地方の白根[illegible]、男體山、溫泉嶽、鬼怒沼山、足尾鑛山等は、此溶岩より成る者とぞ。

金精峠（コンセイ） 湯元の西嶺にして、之を越ゆれば、上野國利根郡片品へ入にて、標高二千餘米突、山脈は南北に連亘し、北は鬼怒沼山、赤安山に至き、南は白根、足尾、[illegible]、[illegible]に至る。

山志云、湯元より西北金精沢と唱ふる溪間に[illegible]、其[illegible]ること一里半許に至る、金精權現と稱する小祠あり、祭神知れず、往古何ものゝ納めたるにや、銅に鍍金せし、男根をもて神體とせり、また自然に男女[illegible]の形に出來たる、[illegible]木の根株をも[illegible]、[illegible]

白根山（シラネ） [illegible]日光白根なり、湯元の其西にあたり、男體山の西に對立し、[illegible]の境界を劃す。[illegible]白根は[illegible]、[illegible]二千三百[illegible]米突、[illegible]火山に屬す、[illegible]山四里と[illegible]

日光山志云、白根は湯元より[illegible]、其[illegible]、[illegible]平より[illegible]、白根[illegible]、[illegible]白根の頂上まで凡

三里許、[illegible]白根山は[illegible]元として[illegible]に峙立し、昔有山にて、其末[illegible]に生ぜず、[illegible]白根の頂上より[illegible]また一里なり、[illegible]、[illegible]と稱するもの[illegible]面に生じ[illegible]、[illegible]花[illegible]を[illegible]へり、[illegible]より小く、[illegible]寒く[illegible]せり、此[illegible]は上野下野の國界にして、上[illegible]、[illegible]る八分目と覺しき處に社あり、此[illegible]は上野[illegible]に屬し、[illegible]國にて荒山權現と崇め奉り、每年村民養蠶を祈ると[illegible]る故、[illegible]麓より取たる[illegible]を、戶倉に携へ、[illegible]頂より注連を[illegible]きたる如く結び合せて、[illegible]までつなぎ[illegible]くるもいあり、

白根の山中には、[illegible]の海、佛の海などいふ湖池ありと云ふ、[illegible]には非ず、[illegible]山、[illegible]安二年[illegible]、日を經て止まず、絕頂焼け破れ、赤沼原まで灰を降らし、[illegible]原にては二三尺積り、上[illegible]まで降りける由、今も其[illegible]破れし跡、二町許の穴をのこし、底も[illegible]知れず、又山中に[illegible]ありとて、其[illegible]を拾得ることより、其[illegible]は見しものなし。

西湖 白根山の[illegible]にあたり、中禪寺湖の西に在り、[illegible]歷山水記に「西頭、又一小湖、合有二十餘頃」「復更遊西[illegible]、[illegible]東[illegible]十[illegible]里」とある是也、此湖に[illegible]して、中禪寺湖を東湖とも呼びしを想ふべし。湖水は東に決潰して、千手（センジュ）[illegible]に至り、[illegible]湖に入る、

(千手崎)

千手崎[illegible]、[illegible]日輪寺[illegible]は、[illegible]中禪寺[illegible]、[illegible]見えて、一[illegible]、[illegible]、日光山[illegible]には、[illegible]、中[illegible]記を[illegible]して、[illegible]に足るもの、[illegible]

神[illegible]景雲元年中、沙門勝道上人、[illegible]、[illegible]、[illegible]豊寄伴侶、登□補陀山、[illegible]、[illegible]山中央有湖、其高不知幾千尋、其上中嶮、有大伽藍、[illegible]、安置丈六千手観音像、其像[illegible]、[illegible]法華經一千部、并大般若經六百軸、[illegible]、[illegible]中、每歳四月二十二日、[illegible]之間、有僧大會、[illegible]十三[illegible]、各僧[illegible]在[illegible]、[illegible]百八十[illegible]、各僧[illegible]其子、其會、住僧[illegible]勤行之、已爲此攝、故不生導、[illegible]相好、[illegible]、最重之儀、不違其記、自此寺、至于山頂、二百四十町者、結界場也、五種相分、四神具足、其山頂有大湖、湖五色浪、無八功徳池、湖之南涯、有別所、[illegible]濱、[illegible]大士、妙吉祥天、毎歳之場也、湖畔有一荒宮、號日輪寺、安置五大尊像、蓋是本願上人修練之所也、其前有小島、號上野島、湖西岸、有十六丈千手観音石像、日千手崎、弘法大師手書山門額、補陀落山[illegible]、其門六字、是是寶六字也、[illegible]、[illegible]之言、亦德不孤、旁及幽顯之事、上有[illegible]、[illegible]不欽仰、[illegible]不歸依哉、其外之[illegible]、[illegible]千[illegible]而高時、[illegible]洪々高四溟而浩瀚、凡[illegible]之[illegible]、[illegible]、其于弘法大師傳文、今之寶[illegible]、[illegible]而已、享保[illegible]七年、[illegible]明神三[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]記云、

（倉崎）

大桑（オホクハ）

今大澤、岸野、倉崎、小百、[illegible]と組合せ、[illegible]村と改む、河内郡の管内なれど、今市の東北にて、鬼怒川と大谷川の流れ合ふ所の間にあり、[illegible]、日光、今市より、倉崎に通ずる出道に沿ふ。今市より、倉崎を経て大桑まで三里半、[illegible]より鬼怒川を渡り[illegible]三里半。[illegible]、[illegible]今市驛、[illegible]、[illegible]、南[illegible]

第一、[illegible]山、次有立者、[illegible]女峯、[illegible]名男體、是其[illegible]也、次[illegible]赤薙、當中南嶺、由[illegible]北上、[illegible]已入[illegible]、[illegible]鶏山、皆[illegible]其南半峯、其他諸嶺、不可枚舉、要之、山[illegible]凡影、亦無[illegible]、其八[illegible]之[illegible]典皇也、具六大本願、[illegible]。○戊辰の役、東軍高原越を扼守し、西軍今市に屯し、兩軍對峙、閏四月下旬より、八月下旬に至る、大桑、小百、小佐越は、實に其前線にあたれり。

倉崎は、宇都宮興廢記に、鞍ヶ崎に作り、天正十五年、日光山の衆徒に攻め落さるること見ゆ。

（鞍崎）

南河紀行云、五月東軍は是非今市を取らんと工夫すれども、何分霖雨にて、大谷川橋梁悉く流れ落ち、殊に此河は水流急激なるを以て、渡る手段なく、先本陣を小百に移し、今市へ距離二里許になれば、第二大隊を[illegible]字小百へ移し、第三大隊を大桑へ出張せしむ、六日夜八つ時、大桑村出發、六百餘人、大谷川を渡り、森友村に出で、宇都宮街道より進み、今市關門より二三丁の處に進み、必死に戰ひたり、然れども敵は胸壁要害により、味方は[illegible]を楯に取れるのみ、已に八つ時とも思ひし頃、宇都宮より敵の援兵一小隊計、背面より打懸られしにより、味方何れも後顧の患を生じ、遂に敗退す、死傷一百人、八日、東軍高原に引揚げ、十日頃にもありしか、西軍大桑、小佐越を悉く奪掠ひたり。

大澤（オホサハ）

今大桑、岸野等に合せ、豐岡村と改む、鬼怒川の右岸にして、今市より[illegible]、[illegible]の方への捷路にあたり、[illegible]岸は[illegible]村、[illegible]部と云ふ、大谷川は西より來り、大澤の南東に於て鬼怒川へ入る、[illegible]は其[illegible]の一奇勝にして、[illegible]に匹敵す。

（[illegible]岩）

宇都宮[illegible]云、[illegible]、岸村と大澤村の間に、[illegible]と、[illegible]川端に大岩あり、方四五十間、其下は河水[illegible]、[illegible]はん方なし、向の川端には松林山あり、享保八年八月、[illegible]十里[illegible]に、[illegible]を埋没し、[illegible]、[illegible]なし、今いふ[illegible]は、昔のにてはなし、○[illegible]山記云、[illegible]、[illegible]今市驛東北三里許、[illegible]、有一巨巖、[illegible]、[illegible]、[illegible]名之、[illegible]川北枝[illegible]、[illegible]、有[illegible]也、[illegible]之際、[illegible]罰、時方鱒魚溯流而上、[illegible]之、[illegible]。

小百（コヒャク）

今大桑、大澤等と組合せ、豐岡村の名に換へらる、大桑の西にして、一渡、[illegible]山に出で、之を過ぎて東下して、鬼怒川に入る。

霧降瀧（キリフリ）

小百の山中に在り、日光鉢石町の北、大約一里半、雲霧山人詩あり、日く、

如[illegible]行[illegible]蟻[illegible]磨、路[illegible]其回首[illegible]、下[illegible]、[illegible]、日光幻出[illegible]、[illegible]穴[illegible]巖因不可見、[illegible]千長、似[illegible]虹、[illegible]復降、[illegible]、[illegible]

くだけては三千尺や霧の月、　[illegible]

大八洲遊記云、霧降瀑、四面[illegible]、[illegible]、[illegible]二段、有徑可[illegible]下、[illegible]有[illegible]落、步[illegible]、[illegible]餘、有石承之、下散爲千餘丈、[illegible]之、[illegible]、[illegible]飛散、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]山記云、[illegible]降瀑、[illegible]、四時[illegible]、[illegible]勢、[illegible]過其下、[illegible]、[illegible]數百五層、[illegible]、[illegible]、[illegible]洵勝觀也、[illegible]、此[illegible]、[illegible]、[illegible]則[illegible]、[illegible]、[illegible]有八[illegible]、[illegible]

栗原（クリハラ）

今豐岡村の大字にて、大桑の北なり。○[illegible]、閏四月下旬、土州兵四小隊、[illegible]小隊は、[illegible]、小佐越に向ひ、[illegible]村の[illegible]に至つて、[illegible]し、[illegible]に伏せ、[illegible]を待つ、[illegible]、隊將山地忠七、[illegible]して[illegible]を[illegible]り、北ら[illegible]

ひて栃倉に至る、東軍山に據り、鐘鼓を鳴らして聲援をなし、急に我を狙撃す、又兵を高徳の河岸に備へ、土軍の側面を撃ち、更に川を涉り進みて我後路を絶たんとす、因て軍を大桑に退く、

高徳（タカトク）　今藤原村の管内なれど、藤原驛の南一里半、鬼怒川の左岸に在り。（鹽谷郡管）今市より藤原、高原に至る者、此にて鬼怒川を渉り、峽中に入る。

息軒東遊紀行云、渡高徳津、土人皆設措魚、善黄魚生於海、而長於淺、大谷光川窮其源而止、故稱川黄魚、其最美、有大踰尺者、沿淺南北、漸入峽中、益北漸窮無、對岸有温泉、土人架樓、以待浴客、曰瀧湯、巨石横淺、水與之鬪、勢如懸流、黄魚不能踰而北、故瀑口鮎國、鮎謂黄魚也、食于藤原驛、在鷄山之麓、驛北三里、皆坂、所謂高原嶺也、石齒嚙足、[illegible]、問其一山、僅容一火。「宇都宮地誌書抄云、高徳村と大桑村の間は川幅狭くして、水中に石塔島あり、是は松平右衛門大夫正綱君の立てられし、日光路植樹の標示なりしに、享保八年の五十里洪水に、石塔押流され、其[illegible]せらる、」

小佐越（サコエ）　今藤原村の大字とす、鬼怒川の右岸にして、高徳の西なり。〔南柯紀行云、閏四月二十三日、宇都宮歩兵隊は、小佐越より大桑村の方へ至りしに、果して敵の斥候隊と出會せり、戰地は右に山あり、左に鬼怒川の深淵あり、中間平野長さ半道餘、幅十町餘あり、[illegible]は川端[illegible]を以て、當時戰ふ内、敵を打退け、味方も[illegible]、[illegible]引揚ぐ。

大原（オホハラ）　今藤原村の大字にて、高徳の北、鬼怒川に[illegible]。

○舊幕府雜誌云、六月二十五日、曉より今市、船生の賊軍、大原に押寄せ、小佐越の方なる川岸より、野戰砲を以て、頻に射撃せし故、引退かんとす、大原村已に敵の爲に[illegible]せられ、藤原迄遠く、[illegible]、両岸より進来る、我軍腹背[illegible]残らされども、[illegible]て、今や来ると待かけし處、間もなく敵の先鋒、川向に來り、大砲を放ちながら次第に進み、[illegible]、互に小銃の引合盛なりしが、小谷を隔て小高き[illegible]、敵方とも近寄る[illegible]、味方も[illegible]より引續き戰ひけれど、[illegible]、[illegible]刀を抜き[illegible]、谷川を渡り切り入りしにより、敵狼狽敗走す。

藤原（フヂハラ）　今藤原村と云ふ、[illegible]高原川[illegible]（鷄頂山）の陰なる山谷、數里の廣さを占む。山[illegible]は鬼怒川の東岸にして、高[illegible]の北一里半、又[illegible]里半にして高原驛に達す。此地は、戊辰の役、東軍が駐守四月、因て會津南方[illegible]要害とす。

南柯紀行云、閏四月下旬、會[illegible]兵已に[illegible]、[illegible]に今市には土州の兵[illegible]人、日光には[illegible]七百人程あり、而して日々、大桑、小百邊へ一小隊づつ、進軍に來る由なりしが、[illegible]南方[illegible]、小道谷に日を消し、百數十日に及ぶ[illegible]、今八月二十一日に至り、[illegible]の賊、[illegible]會津城攻[illegible]、[illegible]之[illegible]、民家共、[illegible]、自[illegible]引揚、[illegible]へ引[illegible]由に付、其[illegible]、頗る深山[illegible]之地にて、人[illegible]、兵[illegible]之に付、[illegible]、廿四日[illegible]、[illegible]百六十米突。

高原（タカハラ）　今藤原村の大字、[illegible]一里、鷄頂山の陰にあたる。鬼怒川は西方栗山（クリヤマ）の澗中より來り、五十里（イカリ）[illegible]、[illegible]高原[illegible]、[illegible]一小倉入（ミクライリ）と[illegible]、[illegible]日と[illegible]、北に深入[illegible]する十里、山王峠に至り、分水界に達す。會[illegible]に「天正十八年、奥羽經打の時、上杉景勝公は、[illegible]公と、奥州下野の界なる、高原越して、會津表を受取る」云々。又、利根川圖志に、古の奥州路は、高原越ならんといへるも、[illegible]、高原越は、古會津國と、坂東平野との捷路たりとの事は、顯著の一事實なり。○川治（カハヂ）の湯は、高原に在り、五十里川の澁に湧出す、[illegible]泉、温百十二度、浴舍浴槽の設備ありて、行客を留むるに足る。

（川治）

鷄頂山　高原連山の主峯にして、一千八百米突。凡高[illegible]の[illegible]、其東の山勢急峻なるも、西方は山谷分裂して、險甚しからず。東嶺、即高原連山なり。高原連山は、[illegible]須野の西を蔽障する者にして、[illegible]原山、[illegible]根山と同一山彙なり。

栗山（クリヤマ）　今栗山村と云ふ、舊郷名に呼び、高原越の西、日光山の背なる山谷の汎名にして、東西十里、南北七里と稱す、今人口一千八百、面積四十方里許の間に散在す、日蔭、上栗山、湯西川などを、[illegible]大部落とす（鹽谷郡管）

（日向）

日光山志云、栗山郷は、高原の西谷にして、鹽谷郡の内とすれど、日光山の北裏に當る、山中の村居なれば、畠地とても、僅に岩石の間を穿ち作れる故、[illegible]するも少く、夫食一年の貯穀なく、男女共に山中へ入て、鳥獸を獵し、岩茸など採るもあり、又木を伐て板に挽き出すもあり、當時曲物道の器を出す、[illegible]實、栗子多ければ、之を拾て食物の資とす、時々温泉あり。○諸國里人談云、日光山の北七八里にあり、[illegible]山と云[illegible]、其所の山に、[illegible]池の水也、[illegible]かずしてその儘に食物につかふに、味ごま[illegible]きたる鹽のごとし、弘法大師の加持ありし所と云へり、此地は至極の山中にて、海邊へは四日路に隔て[illegible]、[illegible]貧しき地也。

黒部（クロベ） 今栗山村の大字にして、日向（ヒナタ）と川俣の間に在り、高[illegible]
[illegible]の西三里、栗山一郷の中央と称する、黒部の東に[illegible]
見と称する小字あり、小百[illegible]
[illegible]、八月七日、日光より北方にて、[illegible]
[illegible]、[illegible]、川俣之[illegible]
[illegible]、十一字[illegible]、[illegible]
[illegible]に[illegible]
背にあたり、女躰の異説あり。
[illegible]、八月三十日、日光[illegible]、富士見[illegible]て、官軍
より、[illegible]、一小隊を出し[illegible]、[illegible]
[illegible]、[illegible]、[illegible]
と云ふ[illegible]なり

川俣湯（カハマタユ） 黒部の西六里、日光太郎山の背にあたる、最[illegible]の地にして、入室すべて三十余戸。[illegible]六里の険峻を過ぐれば、利根郡片品入の村落に達すと云ふ。「川俣湯は[illegible]、[illegible]、熱百八十度、[illegible]日光[illegible]泉あり、[illegible]、北山中に、金坑を今見したりと。

[illegible]志云、川[illegible]は、鬼怒川の上流、岩石[illegible]より涌出す、岸右に在る[illegible]、[illegible]、岸左に在るを河原湯と云ふ、[illegible]、河原湯は、河水[illegible]、[illegible]水中に[illegible]、日光沢は、川俣[illegible]三里許、[illegible]の間に在り、[illegible]森、幽径縈紆なり、泉は鬼怒川の源（鬼怒沼の下一里許）の岸傍、所々に噴出す、之を湯槽に導き、浸浴に供す、年々[illegible]数尺、[illegible]、八十度以上に上らずと。

鬼怒沼（キヌヌマ） 栗山の西[illegible]なる山中の[illegible]にして、川俣湯の西北三里許にありと云ふ、[illegible]の源泉とす、[illegible]は其西端にして、[illegible]の郡界を画し、[illegible]三千百四十余米突、[illegible]、[illegible]界にあ

（山沼信）

たる。
小来川[illegible]、岩代、上野の[illegible]にわたれる[illegible]山で、[illegible]山といふ、中にも[illegible]、[illegible]、四目、[illegible]の[illegible]山最も高し、日光山志に、[illegible]北面と云ふを以て、[illegible]に接したるを、信け難し、[illegible]これ男体山の西北にあたり、[illegible]、[illegible]の北面といへるに合へり、鬼怒沼には非ず。

帝釈山（タイシャク） 栗山郷の北端にして、山脈東西に亘る、西は[illegible]、[illegible]に至り、東は[illegible]見山、[illegible]、[illegible]に至り、南北[illegible]を分界す、故に、[illegible]は帝釈山脈の號を建てられ、[illegible]中央山脈[illegible]と[illegible]山脈の南端を連絡する者に名づけらる、[illegible]二千[illegible]七十余米突。

湯西川（ユニシガハ） 今栗山村の大字に呼ばれ、黒部の北にあれど、黒部、川俣等と[illegible]異にす。即、帝釈山より出づる一渓、東南に下りて、湯西川、西川等の部落を経て、五十里に至り、五十里川と為る、[illegible]、栗山郷は、栗山谷（鬼怒川）西川谷（五十里川）の二区分ありと知るべし。〇西川湯は、[illegible]所に涌出し、熱[illegible]以上、此地より[illegible]五十里[illegible]、山路凡四里、[illegible]男鹿川と[illegible]、[illegible]七里。

（川連男）

五十里（イカリ） 今三依村の管内にして、高原の北二里、西川と三依川、此にて相合ひ、即五十里川と云ふ、高原に至り、鬼怒川に入る。
[illegible]

[illegible]、[illegible]、日光[illegible]、山道を経て五十里駅に出たり、[illegible]六七十[illegible]、[illegible]れず、宿陣格別の差支もなし、本陣に至りて、[illegible]て、[illegible]に宿舎し、日光[illegible]

五十里沼址（イカリ） 五十里の西にして、[illegible]の[illegible]十里は、今三依村に属す、其地海抜凡一千五百尺、相傳ふ、今を距ること二百余年以前、[illegible]八年、[illegible]戸倉山崩れ、[illegible]、其上流には[illegible]増し、[illegible]を増加して岩石を[illegible]、次の[illegible]すること凡十三年、其[illegible]は東北[illegible]く、[illegible]里に及べり、[illegible]るに享保八年八月、[illegible]十[illegible]日に亘れる連日の[illegible]にて、[illegible]溜せし水量、一時に[illegible]、[illegible]田宅を損亡すること[illegible]なりしとぞ。

三依（ミヨリ） 今三依村と云ひ、塩谷郡管に属す。高原越の村里にして、東は塩原山（尾頭嶺地蔵嶺）を以て、西は荒見嶽を以て屏障す。五十里の北一里半、塩原温泉へ三里、

宇都宮故實抄云、享保八年卯の八月、七日より大雨、十日[illegible]、[illegible]山合に住居、いつの頃にや、地震にて、左右の山崩れ、土石堤の[illegible]、[illegible]山の[illegible]総るに、[illegible]時に衣川[illegible]

横川（ヨコカハ） 今三依村の大字にして、山王嶺の下に在りて、小[illegible]

軍、八月廿三日より進撃、二十五日に、上三依村、吉軍、共より横川表土塁前、山手へ進撃候處、折柄賊徒[illegible]を築造致居候處へ、突然出合、賊徒[illegible]候に付、直に追撃、数[illegible]用[illegible]、賊徒[illegible]に付、一手は右翼立山、一手は左翼[illegible]、一手は正面行進、夜七字頃迄頗る苦戦、[illegible]に及び、賊自焼して退散仕候。又云、藤原口官軍進撃、八月廿六日、横川手前にて、賊徒相支候に付、終日打合、夜に入て引揚、翌廿七日、藤原口官軍、大田原藩兵、横川の北、間道より攻入、[illegible]り合引揚候、翌廿八日、大挙、横川に打入候處、賊兵大敗走仕候、同日會津領田島へ着陣仕候」

山王峠(サンノウタウゲ)

高原村の要衝にて、帝釋山脈の隘口なり、八溝[illegible]の支部)に高凡七百三十米。横川より登る一里、北に降る五里、[illegible]にて、南會津郡田島に達す。

眞斬東遊紀行云、高徳而北、高原、在窮山之背、其地[illegible]沿鬼怒川之濱、渡橋不記數、奇巖怪石、隨處而在、出高原驛、始與溪別、其上爲山王嶺、嶺毛之界也、嶺以北、水皆北流、亦沿溪而下、約三里半、復得一奇境、所有大瀑、聲如龜背、[illegible]十丈、長五之、永行其上、清而淺、[illegible]、尾掛瀑、珠光璣然、目撥眩

芳賀郡

芳賀郡(ハガ)

河内郡と鬼怒川を隔てゝ其東に當り、[illegible]、小貝川の二溝渠之を貫流す。されど、其西一半の平曠に似ず、東一半は山谷を見る。今面積凡六十三方里、人口十萬、二十町村に分ち、真岡に治む。

芳賀は和名抄、波加と注し、十四郷を管したり(芳賀は名義にや、又古訓は賀を吉音に唱へしに似たり。国史に、[illegible]十四年紀、芳賀郡、[illegible]部少[illegible]、下野公[illegible]之規也云々と[illegible])を[illegible]、其西北部[illegible]實、[illegible]は、[illegible]

◆

長沼(ナガヌマ)

[illegible]名なる[illegible]、今は古に[illegible]、芳賀郡の西北隅に[illegible]、[illegible]田部[illegible]、[illegible]

[illegible]

下野國志云、小山大[illegible]、[illegible]

正安元年十二月六日　　　　[illegible]

宗俊、[illegible]太平記に、長沼判官入道、同治部大輔持宗等みえたり。さて長沼氏は、[illegible]より、[illegible]守政宗に至るまで、十二代の[illegible]、[illegible]、天文十一年卒す。[illegible]城繹史云、白河文書、長沼[illegible]、名聞、太平記、元弘二年、[illegible]原秀房於常陸、使長沼[illegible]河守宗之、[illegible]、長沼秀行弟、[illegible]駿河守宗[illegible]、[illegible]下野。

太田(オホタ)

今[illegible]、大[illegible]、[illegible]を合せ、長沼[illegible]、[illegible]の西南に[illegible]、[illegible]、長沼八幡宮[illegible]、大道[illegible]に在り、宗[illegible]、[illegible]八幡の南[illegible]、[illegible]田十石、長沼[illegible]、元和元年、[illegible]、[illegible]長沼[illegible]込[illegible]、[illegible]十二[illegible]、[illegible]十八年、[illegible]、[illegible]と云へりとぞ。

長沼壙址

今詳ならず、大字[illegible]込の地か、[illegible]、[illegible]十二年、[illegible]、之を攻む、[illegible]城合戦[illegible]、[illegible]、[illegible]十年、[illegible]、[illegible]の時ならん。

[illegible]十三人[illegible]之[illegible]とある、[illegible]

[illegible]、[illegible]之、不日可加[illegible]之由、[illegible]、[illegible]

寛永二十四年三月廿七日　　　沙彌[illegible]

長沼氏譜入[illegible]略、後[illegible]引、長沼文書

永享記云、[illegible]の公方南人、結城、[illegible]、永享十三年卯月十八日に、中鼬へ御出、長沼の淡路守御供なれば不中、無に陰謀を遇し、已が本城に引籠る、氏[illegible]大に腹立、時日を不廻、おし寄合戰、度々に及びける、桃井、岩松打立、七拾日責戰しかども、長沼は名大[illegible]にて、終に責不落し、[illegible]眞法眼以下の味方、數ヶ所の疵を蒙て、本陣へ引返す。

宗光寺　太田の南十町許に在り、天台宗の横林にして、長沼氏の氏寺なるが、慶長中、僧天海重興す、水谷氏が邑主たりし時とも云へば、元和、寛永の比にや。○國志云、長沼宗光寺[illegible]、長沼宗光横林者、源[illegible]之本願、而長沼淡路守宗政創建、弘安九年、盛海僧正入院承職、興廢繼絕、爲中興開基、天正十八年、爲多賀谷某所[illegible]、故正[illegible]、慶長十[illegible]久下田、[illegible]水谷[illegible]入道、歸依[illegible]、建立堂宇、[illegible]、時有龍[illegible]者、結[illegible]於[illegible]之[illegible]、[illegible]地、故[illegible]長八年、[illegible]天海[illegible]、古[illegible]地、同十九年五月、常台[illegible]、[illegible]邑五十石[illegible]、[illegible]云々、長沼[illegible]に、長沼[illegible]宗光入道融覺、於長沼鄕、建立宗光寺、號新御堂山、依宗光入道住居[illegible]御堂也と云々、[illegible]二年[illegible]卯とあり、[illegible]へ、合すべし、多賀谷軍記に、[illegible]五年の春、多賀谷[illegible]四郎氏家、下[illegible]城を[illegible]く時、彼の[illegible]故に、彼[illegible]の[illegible]を沒收して、其[illegible]を居所とす、其[illegible]の沙汰なかりしかば、[illegible]の住僧して、[illegible]に依て、氏家が住の[illegible]に至て、長沼宗光寺を沒收して、下[illegible]、[illegible]に達し、長沼に宗光寺を再建す、[illegible]多賀谷も[illegible]からず、[illegible]に滅亡しけりとぞ、[illegible]にて、土田四十石、今下[illegible]十町許、小野子村といふ地にあり。

大曾（オホソ）　今長沼村の大字にて、太田の北に在り、長沼[illegible]に[illegible]、左衞門[illegible]、（[illegible]）[illegible]大曾[illegible]、其子[illegible]、[illegible]大曾[illegible]と載す。

久下田（クゲタ）（谷田貝）　今久下田町と云ひ、人口五千、太田の東一里、眞岡の南二里、常陸眞壁郡中村の北に接す。五行川北より來り、久下田の東を流る。

久下田は[illegible]名、[illegible]名に呼ぶ、長沼[illegible]内の一邑なり、本名谷田貝（ヤタガヒ）（谷田貝とは古[illegible]氏天田部の[illegible]にやとも云ふ）[illegible]大文中、[illegible]、水谷正村入道蟠龍、[illegible]下館の城主、[illegible]北[illegible]を[illegible]、長沼庄、中村庄を[illegible]し、更に谷田貝に城きて、久下田と號せしめしに似たり。久下田は、水谷氏の別號にして、下館の南に久下田村あり、蟠龍の[illegible]、[illegible]すべし、[illegible]、[illegible]村の後も、水谷左京大夫勝俊（伊勢守とも云ひ、蟠龍の弟にて、[illegible]）[illegible]、中村三庄を安堵すること[illegible]の如し、寛永十六年、[illegible]

[illegible]云、天[illegible]十[illegible]年、水谷[illegible]は、結城[illegible]の[illegible]を娶り、婿へ引出物として、[illegible]を[illegible]、[illegible]村結城へ[illegible]は、[illegible]伊勢守治持は、[illegible]宇都宮[illegible]下、中村玄角を[illegible]取し故に、宇都宮常に之を取返さんと[illegible]、[illegible]下館に住居にては危く候、と[illegible]、十四年十月、[illegible]に久下田に[illegible]、十一月、[illegible]、小[illegible]して[illegible]、やがて天[illegible]、伊[illegible]云々、[illegible]、慶長元年、七十六歲にて死去、蟠龍一代の事、慶長十二年、芳全寺四世[illegible]之を記し、七世[illegible]、[illegible]十[illegible]年之を改む、云々。

今本寺は久下田にあり、[illegible]田十石、[illegible]山と號す、天台宗にて、開山は[illegible]僧正、[illegible]なり、故有て長沼宗光寺が當所に移しし時、慈眼大師住したるに依て、[illegible]寺、[illegible]十石、[illegible]すといふ、芳[illegible]、[illegible]田[illegible]石、[illegible]、天文十四年、[illegible]入道[illegible]、當寺の[illegible]い[illegible]に[illegible]、[illegible]吉見[illegible]、大串[illegible]、[illegible]村、[illegible]、建[illegible]年丙午、[illegible]月九日[illegible]日、[illegible]、武藏國の住人、大串左衞門が討手に向ひし刻、分取せしを、當[illegible]、大串[illegible]

（芳全寺）

石島（イシ[illegible]）（國志）　今久下田町の大字にて、[illegible]、[illegible]國志云、[illegible]、代々[illegible]に在りしが、伊織貞家が時に、天文十四年九月、下館の城主水谷出羽入道蟠龍と、久下田[illegible]石島[illegible]にて合戰して討死す。

石田鄕（イシダ）　和名抄、芳賀郡石田鄕。○今[illegible]なり[illegible]、中村[illegible]にて、[illegible]内に寺分、寺内の名[illegible]を接すれば、[illegible]と云ふべし。地理志[illegible]云、[illegible]寶[illegible]て、芳賀郡石田鄕、封[illegible]十戶、安[illegible]、芳賀[illegible]石田[illegible]、[illegible]田二十[illegible]、島三町、下野國[illegible]、石田方[illegible]、[illegible]内二[illegible]、[illegible]は中村庄寺内村になり、天台宗、[illegible]田七石、[illegible]山と號す、本[illegible]中村常陸[illegible]村、[illegible]の[illegible]二年十一月の[illegible]に[illegible]、前[illegible]、有大將[illegible]一とあり、此外にも往々見えたり。

（寺内）（莊嚴寺）

中村（ナカムラ）　[illegible]名にして、長沼[illegible]なり。今若旅、寺内、中村、[illegible]分、小[illegible]、八木[illegible]、大谷、

長田等を合し中村と稱ふ。〔東鑑〕文治四年三月の條、

下野國中泉、中村、鹽谷等、庄事、

件所々、雖不入沒官注文候、爲攻東之內、自然知行來候、年貢事、同前、

此庄、即此地ならん。又伊達氏の祖、中村常陸入道[illegible]の故里なりとする者あれど、誤れり、[illegible]東に距る二里、常陸眞壁郡に中村あり、[illegible]らず。〔同志云〕中村八幡宮は、[illegible]中村庄十三郷の鎭守にて、[illegible]伊達[illegible]、奉納の太刀あり、又八幡の南方二町許に、中村小太郎[illegible]の古城跡と傳ふる所あり、永[illegible]年中、宇都宮の[illegible]下に、中村玄角入道、同息小太郎と云ふ人見え、則當所の住人なり。

若旅ワカタビ　今中村の大字にて、寺内に接し、久下田の西北一里許。○鬼怒川の東岸、一帶の臺地にして、所々に古墳の現存するを見る、若旅村大日塚と稱するは、圓形の古墳なり、現今の大きさは直徑[illegible]十尺、高さ十五尺にして、人家の庭前にあり、一方は畑地にして、今を距ること三十餘年前、村民[illegible]を發堀し、佛像に似たる[illegible]、之を塚上に立て、今に[illegible]

大沼オホヌマ　今中村の大字にて、[illegible]鬼怒川の岸に居る。

八木岡ヤキヲカ（矢木岡）　今中村の大字なり、[illegible]芳賀[illegible]左衛門尉重宗次男也。○伊達行朝勤王事歷云、延元四年己卯、（北朝曆應二年）伊勢の官軍下向の氣色なし、春日中將顯時、常陸へ下着ありて、官軍を率して、下野の芳賀、河內、[illegible]賀諸[illegible]に打て出[illegible]、[illegible]等諸城を攻め落し、[illegible]、烏山、宇都宮を攻め、又常陸の中郡城を襲て、[illegible]

開かむとす。（上三川を合考すべし、烏山とあるは鴟山の誤なり）

物部鄕モノベ（物井）　和名抄、芳賀郡[illegible]、久下田の[illegible]にして、常陸[illegible]す、小貝川[illegible]過ぎ、[illegible]へ下[illegible]

[illegible]

高田タカダ　今[illegible]村の大字[illegible]

[illegible]の中心點たりしなり。祖師の爲に東山大谷の墓畔に、影堂を設けし事も、[illegible]

[illegible]久下田太郎秀國、小栗の[illegible]

時に名を得し[illegible]、我劣らじと聖人に歸伏し、翌年[illegible]あり、其後聖人六十歲、貞永元年、住[illegible]を眞佛上人に讓り、眞佛第二代の法脈相承あつて、終に正嘉二年、法臘五十歲にして、當院において寂す、眞佛の法[illegible]にして、第三代の住持[illegible]を授け、其後[illegible]十代[illegible]上人の時、[illegible]一身田イッシンデンへ移り、古院は今に相傳して一身田より兼帶す、眞佛上人と申すは、[illegible]の嫡男、椎尾彌三郎春時是なり、[illegible]（常陸大[illegible]）の末孫なり、世に上人を大部オホブ平太郎[illegible]と[illegible]人なりと思へる輩多し、是同名異人にして、ゆめ〱混ずべからず、享保の記には「上人の俗姓は[illegible]氏にして、[illegible]が子なり、童名を保童丸といふ、幼稚の時より法然上人の弟子と成[illegible]と號し、博識多才の大德なりしが、[illegible]高祖に隨從し、名を眞佛と改め、建保年中、結城ユフキ稱名寺を開基し、正嘉二年三月八日、四十三歲にして寂を示す、眞佛[illegible]すべて三ヶ所、稱名寺創建の後、[illegible]一男信[illegible]に附與し、又下野の國高田専修寺を起立し、[illegible]に一宇を[illegible]、又[illegible]を造立す」と云ふ、然れども眞佛の俗姓、前件にいふ所、諸書[illegible]、[illegible]にして、高[illegible]聖人遺蹟の靈場たること、世にいちじるし、享保の記、何によつて、かくいへるや、甚いぶかし、[illegible]には、[illegible]の相承には、眞佛の徒弟、西宮信性房に附屬せりといふ、いづれか是なるや[illegible]、[illegible]の記、享保の記、共に[illegible]多し、見る者取捨すべ[illegible]

[illegible]、下野高田[illegible]信房[illegible]、また[illegible]とあれは、大内[illegible]は、常陸[illegible]にして、芳賀郡へ移れるにや。眞佛の弟子、[illegible]の[illegible]も、[illegible]の中に見ゆ、一所には、下總[illegible]

の顯智、面授の門弟、其門弟に、遠州ツルミの專空と見えたり。(兒愛は今其地を知らず、正統傳には、越後の人と云ひ、彼國の國上(クガミ)山の住僧なりしが、念佛門に歸すと爲す、非東は宗號歟)專空は高田の四祖たること、諸書に徵すべし。又稻田交名の中、眞佛面授の門弟、下總長沼の信性あれど、常州西の宮眞性と別人なり。

按、高田正統傳に、平姓眞壁の椎尾氏を、清黨の大内氏と相混淆するのみにあらず、祖師關東にまします時は、眞岡判官代、兵部大輔三善爲教の息女、朝姫給仕して、善鸞、明信、彌女(覺信尼)等を生む、善鸞は後に高田住持の事に就て祖師より一生勘當なり、朝姫は慧信尼と申す」云々。此に眞岡と云ひ、三善氏と云ふは、亦疑ふべし、三善氏大内氏の關係如何。又正統傳に、大内國行の子を、四祖專空と爲すは、信け難し。又祖師「初め高田の宮村の四川端に庵を結ぶ」とつたひ、是は稻田交名にも、下野宮村と云ひ、附近の地名なりしを知る。

(村宮)

正統傳に、慧信尼を、眞岡判官代の女と云ひ、山科記に月輪兼實公の女玉日(タマヒ)を納るとある者と別人なり、と爲すは、確實なり。されど、大谷本願寺の覺信尼をも、慧信尼の腹に出づと爲すは、信け難し、是は又別腹にして、蓋京都に生れし者のみ。

專修寺(センジュウジ) 高田に在り、見眞大師、東國化導の古蹟にして、弟子眞佛、顯智、專空より、法脈相承して、一向新宗の根本道場たり。十世法務眞惠上人、伊勢國一身田へ移り、言部郡に巡教して、京都本願寺と相抗衡す。(寛正六年、什寶を此地より伊勢へ移[illegible]、[illegible]、高田道場は、一派の大本山、別院として保持せられ、近世稍衰へたりと[illegible]、な[illegible]傳へて今に至る[illegible]。

國志云、專修寺は高田山と號し、開祖聖人大法威德の正[illegible]學場たるに依て、淨土眞宗の根本地なり、此故に聖人一流を下野流と稱するなり、今寺田二十石、兆域九十丈、築地の内四十二丈、金堂縱横九丈三尺、[illegible]得の如來を安置す、但し東向なり、影堂縱横七丈八尺、聖人自刻の壽像を安置す、是は南向なり、山内に[illegible]、[illegible]松寺、遍照寺、覺心寺等あり、(寳記云、覺心寺は眞佛上人の家士、但馬太郎、法名覺信房の子孫、一宇を建立して相續せり、後中絶せしを、本山の命に依て再興すと)抑當山法務は、十世眞惠上人、伊勢國一身田へ移轉の後、十一世應眞上人の時、永正十年、後柏原天皇より「可爲正統」よしの綸旨を給はる、是一宗の規模、天下の壯觀たり、祖師の遺跡世に多しといへども、聖人自草創して住持し給ふ梵閣は、高田山の外は更に他にある事なし、實に眞宗根本の道場なるべし、この應眞上人より以來、代々大僧正に任じ、十二世堯惠上人の時、正親町天皇より女房奉書を賜て、門跡號をも許されたり

(島柳)

高田專修寺三祖叙覺傳云、嘉祿元年正月、聖人至下野州柳島(ヤナギシマ)、其地有一大石、上面平坦、[illegible]如圓座、乃於其上、徹夜修般舟三昧、將曉、忽一天[illegible]、牟尼端嚴、右手持柳枝、左手捧紗囊、盤桓而降、乃[illegible]詠曰、白鷺池砌一夜柳枝靑、般舟證旨佛國種生、[illegible]數遍、將向北去、聖人問曰、童子何人、答曰、是明星天子、爲師示靈地、故來于此、即指水田曰、目域之中、古佛聖跡、而如意輪觀自在顯應之地、都有三所、一者洛陽六角堂、是過去諸佛轉法輪處、如意輪觀自在[illegible]之基跡也、二者攝州[illegible]尼寺、是往昔迦葉如來修行[illegible]地、旃無畏應[illegible]之由也、三者[illegible]、[illegible]一株、菩提樹子一顆、曰、[illegible]、[illegible]入曰、四面[illegible]、何[illegible]、[illegible]夫、聖人[illegible]、[illegible]、[illegible]、各長丈[illegible]、化[illegible]、形如凸字、此高田之名、所由起也、於是遠近[illegible]其[illegible]異、請聖人創伽藍、又聖人夢、從善光寺如來告曰、我是善光寺如來也、爾汝宿願、分身與之、宜創伽藍以弘宣大教、聖人寤覺、歡喜不措、乃詣善光寺、[illegible]戴而歸、於是經始伽藍、踰年而成、朝廷嘉之、賜御題專修阿彌陀寺扁、以爲本寺名額、云々。

又云、專修寺と本願寺、兩山の由緒因緣をさぐるに、彼れ洛東大谷の本願寺は、聖人入寂より十一年の後に、文永九年、高田山第三祖顯智上人の開基する所なり、即祖師廟堂の邊に一宇を草創して、後勅榜を賜はり本願寺と號す、然るに建治三年、聖人の息女覺信尼の懇望に依て、祖廟を彼尼に預けらる、其後正安四年、覺信尼の孫、覺如の願に依て、高田山四世專空上人より、永く洛東祖廟を彼家に預けしとぞ、又其以前、建治元年の頃、覺信尼の願に依て、其甥の如信も顯智上人の弟子となり、高田山に參入し、受法相承す、依て覺信、覺如よりの[illegible]狀、如信受法の誓狀等、高田山の寶庫に現存せり、又聖人印信狀の文に曰く、

高田山專修寺住職親鸞位、譲眞佛房畢、向後予門弟等、以眞佛、可仰親鸞者也、親鸞書判、次列、顯智、專空、性信、乘然以下、次第連判、廿八番慈信房善鸞、廿九番國府谷左京、三十番長岡右京、三十一番海老原大學時道也、予時貞永元年壬辰、正月十五日、祖師六十歲、眞佛上人廿四歲也、云云、

國府谷、長岡とあるは、聖人の隨身なり、今は本山一身田の坊官に[illegible]、子孫[illegible]、又[illegible]田山にも、[illegible]後裔あり[illegible]、山内の代官[illegible]、[illegible]。

反町(ソリマチ) 今[illegible]村の大字にて、高田の東に在り、相隣りて很小[illegible]大字あり、[illegible]

の居にや。

芳賀郷（ハガ）

和名抄、芳賀郡芳賀郷。今眞岡町[illegible]なるべし、五行川の邊にして、[illegible]郡を古[illegible]、即宇都宮の清黨芳賀氏の舊邑なり。

國誌云、芳賀郡は今の眞岡なり、天正中より眞岡と改む、されど今も字に芳賀目、芳賀林、芳賀溜等遺存せり、又芳賀氏の古城跡もあり、芳字は古書或は波に作る者あり。（賀波）

〔吾妻鏡〕文治五年八月、奥州泰衡追討の條に「宇都宮左衛門尉朝綱郎從、紀權守、波賀次郎大夫已下七人、以安藤次、[illegible]山案内者、云々、紀權守、波賀次郎大夫等、勲功事、宗[illegible]之例、但不及[illegible]、[illegible]下[illegible]、波[illegible]仰可蒙子孫眉目之由」云々とあり、同承久三年、宇治川合戰の條に、手負の中に、波賀小太郎あこたり。太平記に、芳賀禪可入道、同息伊賀守高貞、同二男駿河守、同肥後守、同[illegible]、同清[illegible]左衛門[illegible]宜等、往々にみえたり。又宇都宮興廢記に、芳賀家は人皇四十代、天武天皇の皇子、一品舍人親王七代の後裔、[illegible]日[illegible]人[illegible]高澄の男高重、[illegible]の[illegible]を蒙り、下野に配流せられ、芳賀郡大内庄に住して、七世の孫、[illegible]大[illegible]高[illegible]時に、宇都宮宗綱の麾下と爲る、其より五世の孫、[illegible]高[illegible]名入道[illegible]可[illegible]時に至て、[illegible]の守[illegible]に[illegible]、[illegible]宇都宮氏綱の後見として、[illegible]國に[illegible]、[illegible]の[illegible]大[illegible]の[illegible]にて、[illegible]の[illegible]を[illegible]、[illegible]宗[illegible]にて合戰しけるが、[illegible]て遂に[illegible]けり、其後左兵衛尉[illegible]、[illegible]宇都宮の[illegible]、[illegible]るに[illegible]て、[illegible]下[illegible]守[illegible]の[illegible]、[illegible]下野守に任し、二男次郎三郎を以て芳賀伊賀守[illegible]と名乘らせ、同根の因みあるに依て、[illegible]に[illegible]、[illegible]代[illegible]宗[illegible]にの御内書なども拜受し、[illegible]東に[illegible]、[illegible]軍にて、當時五千貫文の分限なり、云々と記したり、常山城跡に合考すべし。

眞岡（マヲカ）

今眞岡町、人口七千、一郡の首邑にして、治署の[illegible]り、宇都宮市を去る五里、[illegible]、近世眞岡の名[illegible]、今は[illegible]て、其實相合はず。

芳賀氏は、宇都宮家と共に、慶長年中に至り亡ぶ、幕府乃代官を置き、[illegible]代官所と爲したり、戊辰の兵亂に、代官山内源七郎、江戸に[illegible]に[illegible]せし[illegible]、[illegible]、宣[illegible]、[illegible]の市街に、五行川の西邊にし、[illegible]、田町と云ふ、戸數四百、其西の高地を[illegible]町と云ひ、古城跡存す、[illegible]西部[illegible]、[illegible]間[illegible]、[illegible]山と云ひ、又北部に[illegible]、中部、西部の三部落あり。

[illegible]、[illegible]に[illegible]、[illegible]を[illegible]し[illegible]ふ、[illegible]などの[illegible]に用ゐられ、[illegible]の[illegible]、此より小宇谷、[illegible]、野原等に[illegible]、[illegible]、四十餘里といふ。[illegible]、[illegible]を[illegible]する[illegible]方[illegible]多[illegible]、[illegible]、[illegible]の[illegible]にして、[illegible]、[illegible]を以て[illegible]、[illegible]の[illegible]に[illegible]、[illegible]、[illegible]の[illegible]、[illegible]三十八萬[illegible]にして、一[illegible]の[illegible]、[illegible]、永年[illegible]、[illegible]の[illegible]、[illegible]に[illegible]、[illegible]、明治十四年明[illegible]、[illegible]の如き[illegible]、一[illegible]四五十[illegible]。

芳賀城址（ハガ）

芳賀氏の[illegible]、一に[illegible]と云ひ、一に[illegible]、共に[illegible]に在[illegible]、[illegible]云、芳賀氏[illegible]、[illegible]町の西南に[illegible]、一[illegible]、[illegible]の[illegible]（[illegible]）[illegible]、[illegible]四十間、南北一町[illegible]十間、[illegible]、芳賀[illegible]、[illegible]に[illegible]を[illegible]、[illegible]、[illegible]丁[illegible]、芳賀十[illegible]代[illegible]、[illegible]跡[illegible]の西北[illegible]、[illegible]、東西二町四十間、南北三町二十間、[illegible]、芳賀高武宇都宮城主と不和を生し、遂に一時閉所となりしと云ふ、其の[illegible]、[illegible]移[illegible]たり。〔國志〕云、宇都宮正綱の二男、[illegible]、[illegible]、芳賀の城に在けるが、結城政朝と謀て、[illegible]宇都宮忠綱を退け、[illegible]て宇都宮の城主と成り、下野守に任ず、然るに一族芳賀の[illegible]（高経の孫）[illegible]大[illegible]高孝、同息右兵衛尉高經、共に壬生中務少輔綱雄等は、[illegible]の[illegible]に[illegible]一の忠臣なれども、興綱を深く恩ひ、[illegible]、[illegible]けるが、[illegible]の嫡男尚綱の時に至ても、芳賀は宇都宮に歸伏せず、天文八年、尚綱、芳賀、高經（高[illegible]）を[illegible]山に誅伐せらる、

[illegible]云、天文八年、芳賀兵衛尉高經[illegible]、故、[illegible]、其子次郎（高照）奥州白川に流牢し、十餘年を經て、天文十八年、那須七郎、高資）を頼み、當方に向[illegible]、[illegible]、屋形[illegible]を[illegible]出、[illegible]の地にて一[illegible]、當方の[illegible]を[illegible]、二百[illegible]、[illegible]、[illegible]（[illegible]）[illegible]、芳賀十[illegible]高定、[illegible]、[illegible]の[illegible]へ引籠[illegible]、[illegible]、にかいて[illegible]の合戰、[illegible]當方の[illegible]さ[illegible]、[illegible]年に[illegible]、[illegible]資[illegible]下[illegible]を[illegible]、[illegible]、當方の[illegible]を[illegible]、[illegible]一日、[illegible]、[illegible]芳賀[illegible]宇都宮に[illegible]、[illegible]、[illegible]の[illegible]を[illegible]、[illegible]宇都宮、打入[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]引[illegible]、[illegible]、芳賀[illegible]を[illegible]、[illegible]三[illegible]、[illegible]、[illegible]、江戸[illegible]守（[illegible]）[illegible]、五千[illegible]に[illegible]打[illegible]、芳賀郡[illegible]山の地に在[illegible]、壬生中[illegible]、[illegible]宇都宮[illegible]、[illegible]廿三日、[illegible]、[illegible]九ケ年、[illegible]之後、[illegible]、[illegible]の地に在住[illegible]、一向[illegible]之後、

のち芳賀の城は、益子勝宗の三男、十郎高定相續して在りけるが、尚綱討死の後は、幼主廣綱三郎を芳賀に引取り守り育て、其頃那須の一族、千本十郎資俊を語らひ、天文廿年、那須高資を討たせ、また弘治元年三月、芳賀次郎高照を、宇都宮より喜連川へ欺きつり寄せて腹切らせ、常陸の佐竹義昭を頼みて、壬生綱雄を追伐し、弘治三年十二月、幼主廣綱三郎を宇都宮の本城に歸し入れ、廣綱と名乘りて下野守に任ぜさせ、佐竹の息女を娶らせて、高定は自退て、芳賀の家督は故高經の三男、高繼を以て相續させ、伊賀守と名のらせけり、高繼は男子なきに依て、廣綱の二男十郎高武を以て家督とし、其身は同郡飛山の城に引篭りけり、云々、〔[illegible]記〕眞岡般若寺記録に、當城は天正五年、芳賀伊賀守高繼の時築く、古城は御前と云所なりとあり、さてまた高武は宇都宮國綱の連枝たるに依て、國綱を擬ひ、慶長二年、合見國綱の養子の事に付て、内亂を引起し、豐臣殿下の命に背きける故に、一族郎黨ら除國せらる。〔芳賀系圖〕に、高貞の舍弟駿河守高家〔一本河内守長男〕を飛山(トビヤマ)城主と注す。されば飛山は、天正以前より、早く別箇なりしと想はる

（飛山）

鳶山(トビヤマ)

即飛山に同じ、白河結城文書に見えたり、宇都宮氏臣なるハスと訓まれしは誤れり、和名抄に、本草一名鳶尾と載せ、宇都宮領の舊邑なれば、鳶山に非ず、○圖城紀定、延元三年三月、宗宮出兵下野、攻鳶山、宇都宮等賊黨城、時宇都宮公綱世子業、綱世其那須勘負、請小田與納降、綱世、公綱弟、時公綱在吉野、子弟孤弱、大臣專賊、自度力不復定結之也、〔白河文書、宇都宮系圖、拔、鳶山、鶴山城、即今鳥山、當時那須氏所據、太過者集、作鶴山、亦可證〕

（富山）

永慶軍記に、乙畑原、富山(トミヤマ)合戰と云ふは、富田(トミタ)即飛山にあらずや、乙畑原は道場宿なる合戰すべし

野史云、天文十六年秋、宇都宮尚綱、攻那須高資、壬生中務、聚宇都宮城據之、尚綱子廣綱、時尚幼、陸走于眞岡、依頼佐竹義昭、義昭擁之、弘治三年十二月、[illegible]壬生、自率一萬八千、分作三十六隊、陣于乙畑原、富山與中務戰、破走之、廣綱復宇都宮〕

くれて行く秋は木の葉にさそはれて嵐にかゝる虫の音かな　　清原　高貞

〔新和歌集〕

淸瀧寺は眞岡田町にあり、寺田廿石、除地四石余、開山永昌和尚、宇都宮城下の成高寺天英和尚に隨ひ、芳賀郡太田和村の吹上に草庵を結び、寶珠庵と號す、時に永正のはじめの年なり、太守宇都宮成綱井に芳賀景高歸依して、大永のはじめ寶珠庵を眞岡に移し、趙音山淸瀧寺と號す、宇都宮家、芳賀家より寶珠庵への寄附状あり。長蓮寺は眞岡荒町にあり、寺領十五石、内境田七石、天際山と號す、また蓮道場と云ひ、開山は遊行二十一世他阿上人直義和尚なり、時宗にて、往古は同所西郷にありしを、天正五年、今の地に移す。

若色(ワカイロ)

又十八女に作り、眞岡東郷の舊名と云ふ、芳賀系圖、高親十三代孫高益、〔高經の弟〕號若色冠者、若色、淸水等之祖。〔新編常陸國志云、十八女(ワカイロ)氏は、戸村本佐竹家の多賀氏内奉公衆の定名に見え、又寛永舊記に、多珂郡石岡村に若色宗刀といふ浪人、戰功の者なりなど見ゆ、十八女と若色は其訓同じ〕

（十八女）

大前神社(オホサキ)

延喜式、芳賀郡の官社にて、今眞岡東郷、五行川の西岸に在り。○國志云、大前神社は眞岡町の東八町計、大前に在り、社田八石、別當神宮寺は眞言宗般若寺の末寺なり、般若寺は大別當にて、大前山と號し、社田四十石、天台宗、開基知れず、中頃は眞言宗、天文中、芳賀高定の家臣と、其後寶永年中、[illegible]等再興、當寺住たりし時、再建せらる、大前祭禮は、每年九月にて、頭(トヤ)と唱ふ、古は猪鹿の頭を供したりしが、中頃般若寺進退と爲り、手頭を以て之に代ふ、俗に大前權現と唱へ、大名持命を祀り、[illegible]大黑天の[illegible]像を安置し、大前神社[illegible]寺とす、又いつの頃にか、本社の相殿に[illegible]、[illegible]に宗像の[illegible]大般若經六百卷を納めたり、[illegible]壬申十一月六日、下野州大内庄、[illegible]十[illegible]、[illegible]十年[illegible]記し、[illegible]十[illegible]年[illegible]、[illegible]の末に[illegible]十六年戊子八月、[illegible]芳賀伊賀守清高[illegible]と記したり、

（般若寺）

高間木(タカマギ)

今[illegible]の大字にして、南部の[illegible]を云ふ

光内寺之領、近年以不知行、田貫七貫文、厚木之郷六貫文、[illegible]之庄西若之郷、[illegible]、[illegible]代、大内郷壹貫五百文、横塚壹貫文、合十五貫五百文、[illegible]氏跡不可有子細候、仍[illegible]状如件、

大永八年戊子二月七日　　〔[illegible]寺文書〕

國志云、大内庄は芳賀郡なり、西郷は眞岡の東の方にて一里許、厚木郷は眞岡の西にて廿町許、今高間木村と云ふ、若谷郷は高田山にて、一里半許、横塚は高田の南の方にて一里許、今の東村の内なり、〔今東村は東郷に合す〕、

大内(オホウチ)

舊庄名に呼べり、近世の俗大内三十三郷といへるは、長沼、中村南庄の東北にて、眞岡の西辺を指す、高田専修寺の傳に、眞岡城主大内某などあるは、畢竟するに、芳賀清[illegible]に外ならず、

當備寺領、光内寺、近年以不知行、相違、大我原、目悟作候、然上は内谷代、大内之庄、田數合十五貫五百文、宿氏跡之候、自然之儀候者、堂田可申付候、依状如件、

大永八年戊子二月七日　　〔寶[illegible]寺文書〕　高[illegible]

高田正統傳に、大内氏を常州眞壁の大掾平氏の一族とするは、疑惑あり、又小山の一族にも、大内を家號とする者あり、白川文書にも見ゆ、是等の異同猶考察を要す。

籠谷（コモリヤ）

又小宇谷に作り、眞岡の西北一里半、宇都宮への通路にあたり、昔は石法寺と呼ばるる古刹あり、鬼怒川の緣邊とす。今籠谷、大田和、飯貝、清水等と相合せ、大内村と改む。

（大田和）

同名式部少輔法名宗存、爲菩提、大田和郷、[illegible]奉寄附候、於永代、不可有別儀候、仍[illegible]敬白、

天文五年丙申十月廿四日　建高

海潮寺侍衣閣下

國志云、無量壽寺は籠谷郷中里にあり、圭田七石、常在山と號す、開山定祐法印、大檀那籠谷伊勢守藤原[illegible]高なり、其昔は同郡高田山の門徒にて、一向宗なりしを、故高が時に天台宗に改めたりと。）稱田西念寺[illegible]門侶交名の中に、稱田敬念の門弟、下野[illegible]伊勢守高光、法名敬忍とあり、今籠谷の東に大字清水存す。

（清水）

飯貝（イヒカヒ）

今大内村の大字にて、籠谷の東、眞岡の北一里餘。）國志云、飯貝村、蓑輪（ミノワ）[illegible]寺あり、圭田七石、[illegible]、制當柳氏は本山派の修驗なり、[illegible]十四世、[illegible]准后、筑波山より日光山へ詣での時、當寺に宿らせ給ひ「ふらぬ日も名にし負ふより立寄るや蓑輪の里のさみだれの頃」とよまる、今に寺中に秘藏す。

（蓑輪）

小林（コバヤシ）

今鶴田、田井、大島、根本、青島、高岡等と相合せ、山前（ヤマサキ）村と改む。[illegible]の東、[illegible]、高田の東北なる部落とす。

大島は、小林と[illegible]井の間なる大字にて、こゝに[illegible]の一峰、平野に隆起す、之に近く島村圓林寺あり、國志云、圓林寺は島村にあり、寺領三十一石餘、[illegible]石、開山藥師寺[illegible]なり、[illegible]、本尊藥師如來の[illegible]にせり、[illegible]なり、當寺はもと[illegible]村にありしを、[illegible]年、芳賀左衛門大夫高定の時に、今の地に移す

君島（キミシマ）

今山前村の大字にて、小林の東なり、千束、大須賀系圖に、君島氏と云ふは此地に移れる者にて、胤信の子、十郎左衛門[illegible]を家祖とす。[illegible]君島系圖に「寶治元年、大須賀[illegible]、合戰之後、下於下野國、[illegible]宇都宮頼綱、住君島郷」、子[illegible]、胤時、[illegible]、[illegible]元、芳胤、光胤、[illegible]、[illegible]胤、高胤（[illegible]）など見ゆ。

高岡（タカヲカ）

今山前村の大字にて、君島に隣接す、佛生寺あり。

補陀落山草創記、天平七年四月二十一日、日中[illegible]、下毛野國芳賀郡、東大内、高岡郷、上人降誕之處也、[illegible]、於後於此處、建精舍、安置[illegible]、號佛生寺、[illegible]異、不可勝計、祥雲覆[illegible]、天花散庭、異香滿地、是天降下一鳥杖、其長五尺、[illegible]、姓云若田氏、[illegible]之寺、造石塔婆堂、[illegible]神拜佛、因[illegible]子名云[illegible]

佛生寺は圭田七石、[illegible]山と號す、眞言宗、日光山の開山勝道上人誕生の舊地なり、補陀落山草創記に、此處建[illegible]佛生寺云々とみえたり、[illegible]今に存す、[illegible]にて[illegible]尺余。

田井（タヰ）

東西の二區に分ち、今田野、山前の二村に分屬す。）當國[illegible]書に、東田井に係る貴重なる史料あり。

「東田井郷、百姓[illegible]

[illegible]方

さいけ内　[illegible]次郎入道　かまや　[illegible]入道

かなつ　[illegible]入道　こう内　清七入道

[illegible]

大[illegible]　[illegible]次郎入道　みや内　[illegible]

中[illegible]内　[illegible]次郎入道　おり[illegible]と　[illegible]入道

[illegible]田下郷、宇[illegible]、可[illegible]也、[illegible]件、

正[illegible]年十二月廿日」

一[illegible]當社[illegible]、下野國大内庄内、東田井郷、[illegible]宇都宮[illegible]事、去々年十月、社人等致入部、[illegible]、其子[illegible]中之處、當社者、依爲三社隨一、公家關東諸公事、免許之段、明鏡之上者、向後可止[illegible]之由、同十一月、被成御奉書訖、爰宇都宮[illegible]大[illegible]高有[illegible]申者、[illegible]武天皇御宇、以國中得分御寄進、爲[illegible]物、被定置每月一日御供之由申之、次於彼郷、雖有宇都宮神役其沙汰、鹿島御得分不可闕之由申之、爰當社者、神武天皇元年、被始立宮社之間、日本最初神明、日域無雙軍神仁天所御坐也、然則、於當國他國、御寄進地在之、或令拜領勅免官符宣、或依先[illegible]以下諸公事免許、當御代御判等令拜領、不勤諸役之處、限[illegible]一郷、役錢被破古今例法事、神慮不可然者也、縱當郷役錢、難遁其沙汰、宇都宮每月一日[illegible]、不可有闕如者歟、其故者、[illegible]十六郡也、以國中役錢、令社納間、爭可有闕如哉、然當社每日御供事、大[illegible]也、以乏弱御寄進之領地、奉備每日[illegible]次御供、[illegible]、當郷者、每年八月每日御供料所也、若於[illegible]致[illegible]役錢[illegible]沙汰者、一月御供可令退轉者也、既一月於令御供[illegible]者、[illegible]又可令退轉者乎、或奉爲天下[illegible]中、或[illegible]神[illegible]中、旁以不可然者也、所詮任往古之例、已前既以御落居之篇、可令停止催促之由、被[illegible]出上者、重蒙[illegible]爲御成敗、彌爲[illegible]致天下安全御武運長久、御祈禱精誠、恐々言上、如件、[illegible]永廿二年三月日」

田野（タノ）

舊郷名にて、君島の東、[illegible]の南なる山中にて、常陸西茨[illegible]郡中里、[illegible]の[illegible]村と、[illegible]相分てり。）[illegible]八[illegible]古今は村名に呼べ、其溪流は皆小貝川へ[illegible]す。）[illegible]云、常陸國田野[illegible]、[illegible]の[illegible]として、七百貫の[illegible]主たりしが、[illegible]年[illegible]心[illegible]に[illegible]らしが、一族となりし故、[illegible]、天正十二年、久下田[illegible]の人數を遣し之を[illegible]す、又云、田野、山本は中里（中郷）に在り、[illegible]なり。」（[illegible]）山本といふ、今田野村の大字にのこる。

上山（カミヤマ） 今田野村の大字とす、眞岡の東一里半、君島系圖に、「[illegible]富の女子は、神山下[illegible]守[illegible]室と哉す、神山即是なり。」上山の東に南[illegible]山あり、佛頂山の支分にして、西明寺山の南に連れり。

益子（マシコ） 今益子町といふ、人口六千、田野の北、眞岡の東北一里半、山間の支邑なり。益子氏は、謂ゆる宇都宮紀清兩黨の中、紀氏の後裔にて、世々宇都宮の臣たり、其系圖に「益子權守正隆、正賴、正重、文治五年奥州征伐之刻、顯其功」などを見ゆ、[illegible]、正[illegible]の際、益子氏あり、古跡古文書に散見すれど、其人を詳にせず。

（猿子）

益子城址 國誌云、益子城は、紀權守正隆の始めて築きたるは、其年間にて、元は那須山の麓たりしを、當世山上に移されたりとて、城跡に層あり、國[illegible]記に、大鏡に紀古佐美將の末裔、紀八郎貞頼、常陸國信太郡の郡司と成て下向したるが、其孫權守正隆が女を、宇田小野[illegible]仲宥に嫁して、宗綱なうむ、宗綱に[illegible]益子と稱して、下野常陸兩國の守護と共にかく、正隆益子の城主と成て、下野に移住し、長く宇都宮の幕下と成り、代々住家を補佐したり、天正十七年三月、宇都宮國綱、芳賀伊賀守、玉生[illegible]守等と議して、益子宮内少輔家宗を攻亡し、其所領六百町餘を沒收すといふ、系圖に、益子[illegible]高等正光入道勝虎、寶治二年卒、子信正[illegible]入道勝虎、益子宮内少輔安宗、子なし、君島高胤の子、家宗を養子とす。結城白河文書に、延元二年正月、春日羽林顯時の兵、大木岡、益子等を攻落すこと見ゆ、益子西明寺城、是時より官軍の古據と謂わるにや。

西明寺（サイミヤウジ） 益子村の東南なる山中に在りて、即西明寺山の名あり、其東[illegible]等二十番の札所にて、世に崇敬[illegible]場なるが、近世は衰へたり。此山古城址ありて、高館山とも呼ばる。

（内明寺城址）

常州鹿島、胡田遠江守時實申、軍忠事、

右下野國西明寺城、宮内[illegible]退治、[illegible]之間、自最前、於所々御陣、[illegible]、至于後馬内往復落之期、抽忠節、自陣中、關東[illegible]間、德仕候、子合當學候訖、仍言上如件、

觀應[illegible]年十月日（鎗田文書）

西明寺城は、[illegible]城書に見えたり、「興國二年十二月、高岡東地、宮軍方守保六城、常陸[illegible]日闇、[illegible]寶、伊佐、真壁、中郡、下野西明寺、大日本史云、宮軍方保六城、南西明寺、地[illegible]南紀、益子氏保守之、正平七年十月、先是宮軍保據西明寺城、至是平高幹、芳賀氏等攻陷之」云々、されば益子城といふと同じ。國誌に、西明寺山の高館は、益子出雲守紀賀正の古跡なりと、系圖に「貞正、出雲守、永和三年卒、六十七」とあるは、賀正と同異如何。

國志云、西明寺は高館山の半腹にあり、寺田四十石、真言宗にて、獨鈷山と號す、本尊十一面觀世音、立像にて丈八尺許、行基菩薩の作、堂は五間四面にて、西南向、俗說に、當寺は鎌倉の執權北條時頼、最明寺殿の建立と云へるは非なり。

生田目（ナマタメ） 今益子村の大字にのこる、新編常陸國志云、「生田目木佐竹記に、小埼民部の宅、生田目にとあり、民部は寛永中に[illegible]せる人なり、されば生田目氏の當國に來れるも、近世のことにあらず、佐都宮、永正十四年八月の内、生田目備前守あり、佐竹家士知行目録、元和中、生田目大[illegible]泰あり、今那珂郡生田目の地にこの名字存す」

大羽（オホバ） 今益子村の管内にて、其東方一里、飯村、小宅[illegible]る山路にあたる、大羽は宇都宮國綱の退居したる地にて、其古跡あり、傳說、國守國綱の[illegible]したる者なりとて、之を綱明神と呼ぶは如何。

地藏院（ヂザウヰン） 國志云、地藏院は大羽村にあり、寺田五十石、内

甘在に本尊阿彌陀堂、[illegible]寺跡なり、[illegible]にて、國司は宇都宮左衛門督[illegible]綱[illegible]入[illegible]、[illegible]宮家代々の墳墓にて、[illegible]ありて、今羽尾寺大羽山と號すれど、古名は尾羽山なり、[illegible]も、[illegible]其羽入道と號したり、されば[illegible]化年中に[illegible]と、[illegible]に二[illegible]

（羽尾）

七井（ナナヰ） 今七井村といふ、[illegible]、小宅、[illegible]、益子の北一里、[illegible]、益子[illegible]系圖に、[illegible]の古[illegible]とあるなり、眞岡の東北二里

圓通寺（ヱンツウジ） 七井の東、大字大沢（オホサハ）に在り、淨土宗、[illegible]、永年中創建、國志云、國[illegible]寺[illegible]と[illegible]し、寺田六十石、淨土宗名越一流の[illegible]なり、[illegible]永三十年に寂す」

大平（オホヒラ） 今七井村の大字にも呼べり、元山名にして、[illegible]の小富士山を指すなり、半腹に安善寺あり、寺に[illegible]の尊、及び其子孫の事を傳ふれど、信[illegible]し、[illegible]に出でたる說とて、又、[illegible]山[illegible]宮ありて、其[illegible]宮を鶴足寺といへり。

鯨岡八幡宮 小宅に在り、小宅は今七井村の大字なり、芳賀系圖に、高[illegible]の[illegible]弟に[illegible]高[illegible]、小宅[illegible]と云ひ、興[illegible]記にも、芳賀の一族、小宅[illegible]に居ること見ゆ。鯨岡八幡宮あり、[illegible]十四石、除地二十六石、神主東宮氏の[illegible]、[illegible]の裔と稱し、[illegible]、[illegible]仁、正安の頃、八幡宮創建といふ。[illegible]

（小宅）

赤羽（アカバ） 今市[illegible]と組合せ、赤羽村と改む、七井の北にして、[illegible]の[illegible]北二里半、[illegible]石[illegible]川の[illegible]の平野を占む、[illegible]村井村に接す、古書に赤地（アカヂ）に作れり、芳賀全部の中央に位置するを以て、[illegible]の便あり。

（赤羽地）

若島系圖に、高嵐、永祿中、結城氏と猿山合戰の時、赤埴伊豫守藤原綱雄、同大膳亮綱安、筒大膳範實、皆先鋒として功あり云々、若島氏の屬邑なりしことし。

有營之谷村、與上之原二子塚、先際引替之儀に候得共、我等不足之旨有之付而、此度違可申之由存候處に、大澤備前殿、小倉長左衛門、頓に異見被申候間、如前々相極候、以來、互に不可有相違之狀、仍如件、

文禄元年三月七日　　西方大郎左衛門綱吉判

赤埴井信濃守殿參

此一通、西方綱吉、赤羽に住居して、同所の土民、二子塚と、當村ヶ井箱の管谷村とを、地替せし時の證文なるべし。〔國志〕

市塙（イチハナハ）（市塙那波）　今赤羽と相合せ、市羽村と改めたれど、赤羽の東なる山中にて、小貝川の淺邊に在り。宇都宮より茂木に至る道路、赤羽、市塙を過ぐ、[illegible]子村にも別に塙の大字あり）。花營三代記、貞暦二年、宇都宮の若島子息、市塙（イチハナハ）那波、以下宗徒の者の戰死を載す、市塙那波此のみ

水沼（ミツヌマ）　今高橋と相合せ、水橋村と改む、赤羽の内に隣り、五行川の左右の薮澤間に居る、

高橋鄕百姓足分職事

御神領方　しりかい内彌藤次　おて内後藤三郎入道

たぬ　彌太郎入道

御公領方　花い木内次郎三郎入道　谷中彌次郎入道

構木内彦五郎入道

最在分御神領方　ころさわ彌三郎入道　たか彌七入道

見しまの小三郎入道　堀之内下三次郎

大もんや内四郎

同御公領方　四郎五郎入道　源次郎入道　五郎太郎

孫六　彌太郎入道

神宮田定本主畢、作結分備田荒野下地、於山野河者、可爲相互營者也、仍定所如件、

至徳二年十二月廿日〔常陸鹿島文書〕

高橋（タカハシ）　今水沼と相合せ、水橋村と改む。○鹿島文書、永徳三年正月廿八日、鎌倉殿より、下野國大内庄、芳志郷、田中郷、並に鹿島村、下野國[illegible]田庄、[illegible]宗久安[illegible]等を神領として寄附せらる、是高橋三郎[illegible]、牢分の地なり、管領上杉禪助より、宍戸大炊助基家、梶原修理亮定景二人に命じて、今度寄進の[illegible]領を、大[illegible]宣治[illegible]に[illegible]せらる、

五行川（ゴギャウ）（勤行川）　芳賀郡の宇都宮[illegible]の圖を、貫流する[illegible]にして、鬼怒川を分派したる者とす、末は常陸眞壁郡に入り、小貝川に合流す、故に小貝川の支源とも稱へらる、大略氏家驛より以下[illegible]で十一里、以下は常陸伊佐庄に屬す、或は勤行川に作る。

常陸國志云、五行川は[illegible]五行の字を用ゐ、[illegible]記に見えたり、[illegible]、[illegible]平將門[illegible]、[illegible]大内[illegible]といふ、[illegible]の[illegible]を[illegible]、[illegible]五行川に、[illegible]高根[illegible]の[illegible]水[illegible]、[illegible]に鬼怒川の溢水を[illegible]て、高下せる者ならんが、其常時にも鬼怒川を堰き入るることと爲れるは、恐らくは近世の土功に係らん。今は氏家驛の西方に[illegible]、[illegible]、[illegible]中島の[illegible]にて[illegible]流せしめ、高根[illegible]、南北の間に[illegible]り相合し、又[illegible]、[illegible]して、田畑に灌漑し、又[illegible]川の分流も、[illegible]之に注ぐ、

道場（ダウヂャウ）（竹下）　[illegible]、鬼怒川の[illegible]にあたり、宇都宮[illegible]、茂木を經て、水戸に[illegible]道路に[illegible]、[illegible]と稱へ、[illegible]、[illegible]北[illegible]、[illegible]へ[illegible]、今清原村と改む。

國志云、同慶寺は竹下村にあり、[illegible]山[illegible]、佛國國師第二の法嗣なり、本[illegible]は芳賀左兵衛尉[illegible]高俊なり、芳賀系圖に、高俊、永仁六年卒す、六十八歳、法名養徳院[illegible]山[illegible]とあり、當寺の[illegible]養徳なり、さて飛山と云ふは、芳賀家の古城跡にて、もと當村は飛山の麓下なりと云へり。

鐺山（コテヤマ）（板戸）　今清[illegible]、[illegible]、板戸（イタド）等と共に、道場宿に合し、清原村と改む、[illegible]山は道場と[illegible]の間にて、鬼怒川の東岸に[illegible]り、河内郡[illegible]村に[illegible]す。[illegible]字にて、[illegible]なり、[illegible]の[illegible]用ゐ、北[illegible]を[illegible]へる[illegible]なり、[illegible]と稱す。

氷室（ヒムロ）（乙貫）　今清原村の大字にて、[illegible]山の[illegible]、[illegible]の東なり。

國志云、[illegible]住[illegible]に「宇都宮、[illegible]の東に、乙貫（オツヌキ）右衛門尉と云ふ猛兵あり」云々、今氷室村を乙貫郷とも云ひ、其里[illegible]は乙貫なり。[illegible]羽永[illegible]軍記に、[illegible]年十二月、乙畑、富山の合戰の事をいへり、乙畑は乙貫に同じ、飛山、富山の條に合考すべし。

下高根澤（シモタカネサハ）　今南高根澤村と改む、道場の東にて、鹽谷郡の上高根澤に接界す、此村東は、五行川の低野[illegible]、西は[illegible]高く、丘陵を成し、北方[illegible]久津に迫り、南に連亘して、鬼怒川東岸の斷崖を爲し、十數里にわたる。常陸[illegible]、[illegible]谷路[illegible]等に、此林丘を[illegible]須野にまたへたり。○元禄紀行常陸[illegible]云、花手[illegible]出て、[illegible]、[illegible]、道[illegible]など過て、[illegible]川を渡る、行く行く[illegible]さたる野原、時しも秋の[illegible]色付き、尾花野菊など咲交り、葛の葉の風に[illegible]るゝは、誰をうらみてなど、問ふ人もなしや、是則那須野にして、雀が原、小金が原など云ふに[illegible]きて、四十里餘の廣野なりと、殺生石の地へは、三十里程ありと云ふ、[illegible]の[illegible]山と云ふも、はるかに見えあり、此野は[illegible]、小鹿[illegible]くも[illegible]みた[illegible]、

秋ふかき那須の野原の[illegible]にしもかこもれる[illegible]鹿[illegible]くなり、　朴翁

祖母井（ウバガイ）　今祖母井村と云ふ、[illegible]、[illegible]等を合せたり、高根澤の東にして、赤羽の北一里、宇都宮の東方[illegible]四里、[illegible]里、[illegible]は[illegible]爲すなり。

[illegible]は、[illegible]に見ゆ、[illegible]の次男、[illegible]と云ふ、[illegible]も、[illegible]等と稱す。○國志云、[illegible]の子安明神は、[illegible]、[illegible]の頃、[illegible]、[illegible]亂の[illegible]、[illegible]。

延生（ノブ）　今[illegible]村の大字なれど、[illegible]の西南にて、水沼に隣る、[illegible]、[illegible]の四男胤光を、延生次郎と稱[illegible]門尉と注す、此に住せしならん、延生に子安地藏堂（城興寺）とて、男女群詣のものあり。

芳志戸（ハガシド）　今南高根澤村の大字とす、祖母井の北にして、信毛田に接す、信毛田には八雲神社あり。

（信毛田）　國志云、[illegible]寺は信毛田村にあり、[illegible]、信毛山と號す、本尊不動明王、弘法大師の作とす、[illegible]の[illegible]、[illegible]切不動と稱して、[illegible]の崇敬に[illegible]、[illegible]て、東都光[illegible]院の末なり。

石下（イシオロシ）　今芳志戸と共に、南高根澤村の内とす、又石[illegible]に作る。[illegible]田西念寺親鸞門侶交名の中に、下野國加木の[illegible]房最信あり、加木は[illegible]とも書す、其門弟に西河の[illegible]、石嵐の善[illegible]、上[illegible]の[illegible]、[illegible]田の[illegible]、[illegible]の[illegible]などあり、如是の地名今皆さかず。

小貝川（コカヒ）　[illegible]郡[illegible]之山の野水、南に下り、[illegible]に下り、本郡に入り、其下文谷、市塙、[illegible]、[illegible]子、君島、高田等を經由して、常陸[illegible]郡小栗村へ入る、故に[illegible]川とも、小栗川とも曰ふ、[illegible]凡七里[illegible]、並びに北相馬郡の[illegible]下に[illegible]あり、[illegible]川、また[illegible]川にもつくれり。

承舍郷（トモノヤ）　和名抄、芳賀郡承舍郷、[illegible]今[illegible]ならず、國志に、[illegible]、[illegible]谷に引きあてたり、[illegible]に[illegible]、ツギヤとよむべき歟、暫之に從ひ、後の正を[illegible]つ。

續谷（ツギヤ）　今[illegible]近の文谷、大谷津、竹内、田野[illegible]等を合せて、小貝村と改む。祖母井の東にて、小貝川の源にあたれば[illegible]なり、[illegible]川と小貝川を分界する高原を占む。

給部（キフ）　今南高根澤村の管内なれど、芳志戸の東にして、小貝川の東岸に居り、那須、續谷の二郡界に觸れ、地勢は當然小貝村（續谷）へ入るべし。

下本（センボ）　今寶藤（スドウ）村と改め、隣近の町田（マチダ）、坂井、菅、又[illegible]田、大[illegible]等を合す。續谷の東南に隣り、茂木の西北なる山地に居る。那須七騎と稱せる名家の一なる、千本須藤氏の故邑とす、赤羽を去る二里半。

千本に中根てふ地あり、是は下[illegible]事考に、「康正二年、宇都宮[illegible]、除有[illegible]、[illegible]氏使那須[illegible]等諸將攻之、[illegible]中根城一と云、るにあたる歟。

（町田）　國志云、千本氏は那須七騎の一にして、當代千五十石を知行せらる、其祖千本十郎爲隆は、那須宗高の兄にて、[illegible]戸[illegible]寺十郎と[illegible]す、後裔常陸介資俊に至り斷絶し、茂木次郎茂政、其名跡を相續して、千本[illegible]和守義[illegible]と名のる、長安寺は千本本郷の町田といふ地に在り、千本常陸介資俊の[illegible]を鎭めんがために、天正年中建立、[illegible]田四十石。

大瀬（オホセ）　今千本に合せて、寶藤村と改む、千本の東北にて、那珂川の右岸に在りて、烏山（那須郡）へ二里半。一書に、和名抄芳賀郡、遠妹郷を、この大瀬に擬したり。

茂木（モテギ）　今茂木町と云ひ、人口六千、芳賀郡東方の山中なる名邑とす。[illegible]岡の東北凡六里、宇都宮より此に至り七里、[illegible]部界金山嶺を踰え、[illegible]子を經て水戸市まで九里。山中の土質、最煙草（蔫）に宜し、野州の一名產とす。

[illegible]

(今按、細川玄蕃頭興元は、肥後國主三齋忠興の舍弟なり、)元和二年、更に常陸國筑波郡矢田部六千石を加賜せられ、[illegible]に對す、[illegible]からず、[illegible]は矢田部に[illegible]れ、茂木[illegible]ありしことし[illegible]江戸[illegible]、[illegible]、一[illegible]

新編常陸國志云、[illegible]、[illegible]子、八田[illegible]守[illegible]の三男、三郎知基（或作知幹）は、下野芳賀郡茂木郷に住して、茂木氏を稱す、[illegible]（今略）更に五六世の後に、[illegible]郡[illegible]、山城守と稱し、[illegible]千木氏の家をつぐ、〔那須記、千木系圖、鹿島文書〕治[illegible]後[illegible]と稱す、天正中、[illegible]大に名を[illegible]、[illegible]茨城郡小川城主となる、〔國志〕其子越前守[illegible]山の戰に高名あり。

常陸[illegible]

[illegible]件、

建武三年七月十二日　源（花押）（家長）

茂木越中入道殿（知貞）〔史料茂木文書〕

[illegible]仰をうけ、常陸國長倉城を攻めんがため、發向、茂木に陣す、長倉降伏、〔長倉狀〕康正二年、茂木筑後は、上杉

方に應じ、古河の合に從はず、長倉、野口の軍勢來攻す。

（荒樫神社）**小井戸**〔那須文書〕 今茂木町の管内なれど、驛市の北に離る、高藤神社あり、俗に權現宮と云ひ、茂木の名祠なり。或は之を以て、延喜式、芳賀郡荒樫神社に擬す。阿良加志比古神は、能登國に祭る所あり、參考すべし。國誌には、荒樫神は大前社に相殿に祭れば、小井戸なるは三代實錄に見ゆる伊門神かといへり。

逆川 茂木の山中の溪流にして、佛頂山に發し北流、茂木驛の邊より稍東北に折れ、飯野にいたり那珂川に入る、長六里。凡野州の諸水皆南下す、此は獨り之に反す、故に逆と云ふとぞ。

飯村 今深澤、小貫等と相合せ、逆川村と改む、茂木の南にして、益子の東にあたれり、又芳賀清黨の一在名なり。鷄足山は、飯村の東嶺にして、佛頂山、金山嶽、大蟠石山に連亘し、常野の州界を成す。

小貫 飯村の南にして、茂木より此に至る四里、小貫より東南に山脊を踰ゆれば、常國（常陸）に至る二里半。宇都宮興廢記に、芳賀十郎高定が質子、六郎信高を、小貫鄕にて、少地を與へおきたり、云々、弘治年中の事とす。〇國志云、安養寺は小貫村にあり、寺領三十石、開山天叟梵倫和尚、本願小貫主膳信家、父信高のために建立する所なり。

（佛山）**佛頂山** 小貫の南一里なる高峰にして、西に雨巻山を起し、遙南なる筑波、葦穗と相對し、下野、常陸の地勢を二分す。一名佛の山といふ、常陸那珂郡、東茨城郡へ垂出す。

佛頂、鷄足の諸山は、地質學者の論定して、古生層と爲す所なり、されば、西方なる足尾、出流の諸山と相對峙して發起せる者とす、筑波、葦穗は稍後期に屬し、青火山迸發岩より成る。〇常陸風土記に「新治郡、北、下野常陸之堺、即波太岡」とあるは、佛頂の東西に横出する山脈を云へること明白なり。彼の佛の山とは、波太岡の山の訛に因り、後更に、之を佛頂てふ廣語に附會せる者歟。

飯野 今馬門、河井、篠山、山内、小深、牧野等と相合し、中川村と改む。茂木の東北にして、那珂川に臨めばなり。茂木より、馬門を經て、飯野に至る二里、以東常陸の長倉、野口の方へ通路あり。

河井 今中川村の大字とす、飯野の西にて、大瀬と并び、那珂川の岸に居る。

小深 今山内、牧野等と共に、中川村の管内なれど、牧野、河井の背後にして、那珂川の左邊の山谷を占む、即那須郡境村と、林丘相接したり、其東堺は常陸の長倉（那珂郡）と小貝川相限る、南閑川の名あり。

古家鄕 和名抄、芳賀郡古家鄕。今詳ならず、駿河にも同名あれば、フルイヘとよむべし、一書に、小宅の村名の援引す。

廣妹鄕 和名抄、芳賀郡廣妹鄕。〇今詳ならず、原書妹は妹の誤にて、中川の邊に大瀬村あり、廣瀬遠瀬などの轉れるにやと、國志に云へり。鬼怒川は阿久津（今鹽谷郡へ入る）の邊に、河道數派に分れ、廣瀬の義に合ふ。地理志料、妹讀爲世、恐妹字之誤、世者丈也、見也、按字書、妹字無丈見之義、蓋古人所製會意字、妹長義、他田廣瀬朝臣、大荒命裔、大荒國命之後、大荒有功東方、或其賞所管、又按、本鄕沿鬼怒川、川身至此稍廣、因得名耶。

遠妹鄕 和名抄、芳賀郡遠妹鄕。〇今詳ならず、原書妹は妹の誤なるべく、或は大瀬を以て、本鄕に擬せらる。

若續鄕 和名抄、芳賀郡若續鄕。〇今詳ならず、訓は當にワカナミとよむべく、古姓氏に出づ。或は、若續、後世轉りて若色と爲ると云へど、信け難し。

丈部鄕 和名抄、芳賀郡丈部鄕。〇今詳ならず、河内郡にも同名ありて、萬葉集二十、鹽屋郡上丁丈部足人など見えて、姓氏號に出でたり。

財部鄕 和名抄、芳賀郡財部鄕。〇今詳ならず、河内郡にも同名あり、一書に給部を財部に擬したれど、給部はキフブとよみ、義理を詳にせねど、財部に牽合すべき明證なし。

川口鄕 和名抄、芳賀郡川口鄕。〇今詳ならず、其名義より推せば、那珂川の邊にて、飯野、小深なとの地歟、飯野にて逆川は那珂川へ注入す。即川口なり。

眞壁鄕 和名抄、芳賀郡眞壁郡。〇今詳ならず、河内郡にも同名あり。

鹽谷郡

鹽谷郡 芳賀、河内の北にして、那須郡の西南なる一區なれど、今高原、栗山の大山谷をも管内とし、面積大約八十四方里、人口五萬三千、十五町村に分ち、矢板驛に治す。されば、其境域、甚山河の自然に契合せず、故に、本書は、高原、栗山の山谷を日光の下に移し、又鹽原を那須郡へ出し、那須郡佐久山を本郡の下に入れたり。

現本郡管の藤原、三依、栗山の三村を日光の下へ移し、
現本郡管の鹽原、箒根の二村を那須郡へ移し、
現那須郡管の佐久山、上江川を本郡の内に移す。

(鹽屋郡)

猶、鹽谷、那須二郡の地形を考察するに、那須郡の東南に突出する烏山、馬頭等の數町村を、鹽谷郡の管内と爲し、喜連川を以て鹽谷郡の中心點に繫けたらんには、境域の出入、其宜を得るにちかからん。

鹽谷は和名抄、鹽屋に作り、之保乃夜と注し、七郷に分つ。後世、芳賀郡氏家、新田等の數郷を鹽屋郡に併せ、屋谷互用したり。近世檢地五萬石、シホヤと唱ふ。○鹽谷の名義につきて疑あり、一は古姓氏に出づと云ひ、一は鹽泉の在るに因れりと云ふ。而も、郡内に鹽谷城、鹽谷里と呼ばるる舊地を探るに、内川の谷中なる川崎村(矢板)に外ならず。此地、今は鹽泉なきも、内川の水源、猶未だ鹽泉の存在するを想へば、内川を以て鹽谷の名義の因る所と判知すべし。(鹽原を以て、鹽谷郡の所因名と爲すにあらず)○地理志料、按、伊勢又有鹽屋郷、姓氏錄、鹽屋連、武内宿禰男、葛城曾都比古命之後、孝德紀、鹽屋連鯯魚、齊明紀、鹽屋連小戈、養老五年紀、鹽屋連古麻呂、未詳相涉否、萬葉集二十、鹽屋郡上丁丈部足人、天平勝寶四年、東大寺文書、鹽屋郡片岡郷、倭訓栞云、下野鹽屋郡出鹽湯、因名、今有鹽原温泉、泉質混礬鹽氣、蓋是。

上高根澤(カミタカネザハ)

今北高根澤村と云ひ、栗島、桑窪、柏崎、平田、花岡等をも合せたり。氏家驛の東南二里にして、芳賀郡下高根澤と相接し、五行川村内に灌漑す。

宇都宮系圖に、三河守泰貞を以て、高根澤氏の祖とす、古の芳賀郷内の地なるが、何郷にあたるを知らず。

栗島(クリガシマ)

今北高根澤村の大字とす、寛居反故帖〔古事類苑所引〕に曰く、

氏家郡之内栗島郷之事、忠綱任寄進旨、於向後、不可有相違儀、猶以可抽精誠候者、可爲快悦候、仍狀如件、

天文四年乙未十一月三日　藤原俊綱

内宮佐八與次殿〔鏑矢記〕

太田(オホタ)

今北高根澤村の大字とす。稻田西念寺親鸞門侶交名の中に、下野下ケ橋の宗念、太田の淨蓮、風見の智信、鹽谷の性貴、宮村の觀法、諏訪の西信、猶倉の空智、栗島の理性、いづれも下總横曾根性信房普濟の弟子なる由見ゆ。

(寶積寺)(勝山)

阿久津(アクツ)

今阿久津村と云ひ、寶積寺(ハウシヤクジ)、石末をも合せたり。鬼怒川の東岸に居り、奧州路の小驛なり。

今鐵道停車場は寶積寺に在り、氏家驛の南二里。

阿久津の北に勝山(カチヤマ)と稱ふる城址あり、氏家氏の故墟とす。芳賀系圖に、早可の實子、飛山駿河守高家の子、高清は、氏家郷勝山に住する哉す。隨幕紀程云、明治九年八月、車駕觀治兵於勝山城址、臨絹川、在阿久津北、四面曠野、河水分派間、有林邱、尤宜布陣、兵凡七千七百、擬東軍、駐本營二本松、分兵從白河、水戸二道、攻宇都宮者也、陸羽方物馬馱、至此舟運、達東京。○安積艮齋下野川記云、文政己卯の正月、阿久津村に至る、特に舟に駕し江都に達せんとし、絹川を下る、川原遐曠、流水清駛、右を望んで濛々等有り、舟に坐して眺むるに、西北の諸峯は、那須、高原より、以て日光に連り、疊嶂崢嶸、嵐光晴翠、人の衣袂と相接せんと欲し、東は則筑波の山、巉巌突起、旁に附麗無く、層巒疊嶂、濟碧空に浮び、宛乎山陰道上を行く如く、應接之が爲めに暇あらず、舟行已に五六十里、東岸の崩崖屏の如く、怪松其上に生じ、枝皆倒懸して潭に臨み、羣猴渴に飲むの狀を作す、其西半沙淺清、蘆葦淩亂、叢林蔽虧、漁舍隱見して、極めて佳致有り、又行く三四十里、水漸く深く、湛碧盧を推す、舟頗遲く、寶田村に抵れば、則暝色人を襲せず、云々。

氏家(ウヂヘ)郷

和名抄、芳賀郡氏家郷。○今鹽谷郡に入り、氏家町即是なり。中世氏家郡の濫稱ありて、

(氏家郡)

芳賀、鹽谷の兩郡の間なる若干里を兼括したり、日光中禪寺、永德二年の鰐口銘に、氏家郡金屋郷と見ゆ、されは近世の初めに至り、氏家郡を鹽谷郡に合し、今の形狀となれる者とす。

氏家は讃岐にも同名あり、宇治倍と注したり、古姓に宇治部あれば、それに因れり。宇都宮系圖、朝綱の三男、五郎兵衛尉公頼を、氏家氏の宗祖とす。當國の名族にて、東鑑には、

當日無人之間、仰經廣催之子孫、可差進之旨、被下院宣了、仍日來有其沙汰、小山、下河邊、千葉、秩父、三浦、鎌倉、宇都宮、氏家、伊東、波多野、此氏家、可進之息一人之旨、今日被仰下、其狀云、

當日無人之間、御家人之中、所被召仰也、其内子息一人、可令進之狀、依院宣被仰、執達如件、

閏正月廿六日(寛喜二)　武藏守　相摸守

また公頼―公信―經朝、ともに載せらる。余三經朝の弟、彌五仲綱の子、東定入道道誠は、越中國に住せしが、櫻雲記に、建武四年正月、斯波式部大輔頼聖、奧州管領として下向の時、補佐たる由を載す。重定の子、重國は、太平記に、越中國住人と爲し、義貞の首を獲たり。其後、太平記に、氏家大作守公則、同中務大輔周綱など見ゆ、周綱の子孫、本領を傳へ、勝山城を保ち、慶長二年に至る。

宇都宮社務中里氏家譜云、氏家中務丞重國、曆應元年戊寅、閏七月二日、於越前國足羽郡藤島、捕新田義貞之首、送于京都、將軍尊氏、有賞美之、於美濃國石津郡、賜闕所之地數ヶ所、有下文御教書、

下　氏家中務丞重國

可令領知美濃國石津郡、高須、市山、一瀬等、地頭職之事、

右件之所者、爲勳功之賞、所令宛行也者、守先例、

宜致沙汰之狀、如件。

氏家(ウヂイヘ)

今氏家町、人口六千五百、鐵道宇都宮へ十一哩、矢板へ九哩。驛中に坤徳院あり、其北に今宮あり、又勝山城址は驛の西にして、鬼怒川に臨む。驛東を櫻野(サクラノ)と曰ふ。

(櫻野)

圖誌云、氏家は、中頃より鹽谷郡に屬して、今は奥道中の一驛なり、古は新田(ニヒタ)驛ありしに、廢して、天正中、氏家を驛場とす、東島、堀割、内御堂、古宿の四村を合したる者にて、古宿即氏家の舊鄕ならん。○東國紀行[illegible]云、氏家宿は、江戸より三十[illegible]里といひ、奥道中、[illegible]、酒田までは、海魚なきに、此宿にのみ澤山あるは、如何なる故かと尋ぬるに、常陸水戸より、馬にて運び來る、路程は十里と聞けり。〔和名抄鹽谷郡考〕

氏家神社(ウヂイヘ)

今宮明神と稱へ、宇都宮二荒神を移し祭れるなり。○國志云、氏家に[illegible]ある所を、馬場村と云ふ、宮明神の馬場なればなり、神主船生[illegible]、當社は、氏家[illegible]尉兵衛尉公頼、始て當所に城を築く時、おのが家の守護神を勸請して、城中守護のため、鬼門の方に祀れるなり、總て宇都宮の一族は、明神を在所々々へ勸請し、小山の一門は牛頭天王をうつし、那須の家門は溫泉明神を祀れり、古梁牌に

長享三、大歳己酉、卯月十日、
氏家鄕、今宮大明神、御社頭、
[illegible]
御神主、[illegible]

當社祭禮の始めは、[illegible]、正安二年庚子より始まり、宇都宮家の下知として、鹽谷郡廿四鄕の被官等、毎歲順番に頭を勤めしよし、また正安以來、年々祭禮の次第、委しく氏家[illegible]記錄といふにみえたり。

長久保(ナガクボ)

今氏家町の大字なり、驛の西北に一里、[illegible]置の初めには、此に停車せしが、後線路を變更せらる。[illegible]、長久保の北を蒲須(カマス)坂と云ひ、又西を押上と云ふ。[illegible]鬼怒川の水源を、押上、蒲須坂より分ちて、五行川の源とす、又鬼怒川の對岸に、遠に羽黒山を望むべし。

(蒲須坂)

新田鄕(ニヒタ)

和名抄、芳賀郡新田鄕。○延喜式に、新田驛とあり、今氏家の東、喜連川驛に至る間にあたる。即近年、熱田(ニエタ)村の稱を建てしもの是なり。

(熱田)

河野氏は「氏家の東なる櫻野村、上野新田と云ふは、中昔までこれを呼びしなり、[illegible]大木ありて、遠近の人めでしより、櫻野と稱ふ」と述べ、今櫻野は氏家町の管内に入り、上野、松山、挾間田(ハザマダ)等を合せ、熱田村と改稱す、其故名に因れる者なるか、熱字に[illegible]の訓あることは、伊勢國の熱田津の例あるも、之を[illegible]に充當することは、穩當ならず。[illegible]

(挾間田)

松山(マツヤマ)

今熱田村の大字にて、氏家驛の東北一里、松山と早乙女の間に、[illegible]、[illegible]云、氏家北、日[illegible]野、矢田松山、[illegible]松山、[illegible]坂、日永樂、桐[illegible]、此路江[illegible]、[illegible]、[illegible]、故又[illegible]五坂、以上[illegible]喜連川公館[illegible]、館後小山、松[illegible]。

河會鄕(カハヒ)

和名抄、鹽谷郡河會鄕。[illegible]今喜連川町にあたるごとし、荒川内川の交會にあればなり。即新田鄕(芳賀郡)の北にして、西は片岡鄕に隣り、東は[illegible]郡[illegible]田、谷會の西鄕に連なる。

喜連川(キツレガハ)

今喜連川町と云ひ、人口七千五百、氏家の東北二里、奥州街道の一驛にして、又足利氏の封邑たりき。荒川は西より來り、内川は西北より來り、驛の東に相會ふ。城址は、驛の西南なる塔上に址を存す。

(木連川)

[illegible]記、木連川(キツレガハ)に作る、

[illegible]道大道、何處行人不憶家、[illegible]喜連川上路、滿城風雨送梨花、　[illegible]兒

十[illegible]西云、[illegible]に一足立て原、行けば原なる[illegible]通り、狐川(キツネカハ)を過きて、絹川をわたり」とみゆ、さるを天正の頃、生實國朝といふ者、古河[illegible]氏の家を[illegible]て、喜連川と改めたりしとぞ、このあたり、道より左は昔那須のしのはらなり、さる[illegible]のかたへの驛なれど、此里はさすがに名におひてよき所なり。○國志云、喜連川は昔狐川とよび、回國雜記には「きつね川といふ所に、行き暮れてよめる、

里人のともす火影も暮るる夜は夢さへ怪し狐川かな、」

(狐川)

と載す、鹽谷系圖、伯耆守孝綱の次男、安房守孝信は、喜連川城を守ると見えたり、天正十八年、生實公方國朝君、古河御所の家を繼續して、始て當所に移住し、めでたき文字に改めて、喜連川といふ、生實系譜に、左兵衛督賴淳、長女[illegible]、瑞月桂院、鹽谷伯耆守朝孝室と載せ、朝孝は[illegible]の子なり、されど、[illegible]大の遺跡たるにより、鹽谷氏退去の後、國朝此に封ぜられしならん。○猿島郡鴻巣[illegible]、又東京牛込川田窪[illegible]にあり)○喜連川は、是れ左兵衛督賴氏[illegible]、天正十八年、鹽谷庄内四百貫の地を賜りしより、彼家にて世襲し、世に喜連川公方と稱せらる、其封邑は五千石に過ぎざるも、江戸幕府は、賓禮を以て之に遇したり。驛中の慈光寺、眞言宗、寺領三十石、龍光院、臨濟宗、生實公方頼純の菩提所、寺領七十石、瑞光院、曹洞宗、喜連川公方國朝の菩提所、寺領三十石等は、昔彼家の與基に係る。

葛城(カツラギ)

今喜連川町の大字なれど、驛の東南に離れたり、葛城の[illegible]を早乙女と云ひ、奥州路にあたる。

此度喜連川五月女坂合戰に、[illegible]比類手摘之段、感入候、依之、[illegible]百貫文之所、宛行者也。
天文五年十月七日　[illegible](花押)
[illegible]若[illegible]〔百川殿[illegible]藏〕

早乙女(サヲトメ)

今喜連川町の大字にして、驛の南十餘町、坂路を[illegible]、即早乙女坂にして、古書に多く五月女に作る、今彌五郎とも唱ふ。

五月女坂（サヲトメ）　喜連川町早乙女と、氏田村松山の間にして、荒川の低谷より登るを以て、僅坂を爲すも、松山の方より至るには、殆かたくだりなり。五月女坂合戰は、其年月に異說あり、白川古事考なる書備も、其眞否を確め難し。

宇都宮興廢記云、天文十八年九月、宇都宮俊綱、二千餘騎を引具し、鹽谷郡五月女坂に寄來る、是に依て、那須太郎高資、大關右衛門佐高増、大田原山城守綱清、蘆野大和守資泰、伊王野下野守資宗、千本常陸介資俊、福原安藝守資明、金枝近江守義高、角田若狹守重利、其野瀨四郎義國、稻澤播磨守俊吉等、三百餘騎にて馳せけるが、大軍に追立られ、坂より下へ引退き、しどろに成しみえけるに、大將俊綱、小高き所に馬をかけすゑ、下知しけるを、伊王野が家臣、鮎ヶ瀨彌五郎實光、矢を番て俊綱を射落しければ、宇都宮勢多く討死して、散々に敗走す、云々。因誌云、此合戰、一本に天文十五年五月と記したるは非なり、五月女坂を、彌五郎高名せしにより、彌五郎坂とも呼ぶ、俊綱、因名俊綱と云ひ、其墓印の五輪石塔、坂の傍に在り。

鷲宿（ワシジュク）　今喜連川町の大字なれど、驛の西北一里を隔て、内川に據れり。

東國戰亂記云、那須修理大夫資晴は、天正十三年三月、宇都宮國綱と、鹽谷郡薄葉ヶ原にて合戰し、國綱が多勢を破り、勢に乘して、狐川、鷲宿等、大小の城五六ヶ所攻取り、近隣に威を振ひける。○鹽谷系圖、鹽谷の弟、四郎左衛門尉朝宗か、鷲宿氏の祖とす、其弟信某は、小田五郎左衛門尉といふ、小田は山田、もしくは太田の譌にあらずや。

山下鄉（ヤマシタ）　和名抄、鹽屋郡山下鄉。○今詳ならず、郡中又山下鄉あるを想へば、對郡に出でし者にて、ヤマシタとよみ、今の那須郡佐久山の邊なるべし、即河會鄉の舊號とす。

餘戸鄉（アマルベ）　和名抄、鹽屋郡餘戸鄉。○今詳ならず、原書、山下、餘戸と連ねたれば、もしくは佐久山の邊なる、上江川村などにあたるにや、暫く此に係けて、後の定めを俟たん。一書に、那須郡に横林の地名あるを擧げて、餘戸林ならんと論ずれど、すべて餘戸を、ヨコとよめる事例はなし、鄉北の形跡も見えず、只字名相考などの臆斷にすぎず。

佐久山（サクヤマ）　今那須郡の所管にて、佐久山町、人口三千五百、喜連川驛の北三里、箒川の南岸に居り、蘆渓たる那須野に對す。

佐久山は、近世那須七騎の一なる、福原氏の邑にして、三千五百石の領主たり。那須系圖、高資の弟、森田彈正左衛門尉資誼は福原の家祖とす、資郡子なし、太田原晴清の次男、資孝を養ふ、資孝安藝守と稱し、天正十八年、佐久山を安堵す、福原圖に見ゆる所は、餘一宗隆の裔兒に、森田太郎光隆、佐久山次郎泰隆、芋淵三郎幹隆、福原四郎久隆あり。久隆の子、資廣は、福原小太郎と號すとあり。又佐久山、福原より三郷の邊を、中世には那須上庄と稱へたりとも云ふ。佐久山、福原等のもと鹽屋郡内なるが、那須氏の所知に歸し、上庄と號したるにより、遂に那須郡へ轉歸したるごとし。○元祿行瀧抄云、作山（サクヤマ）、驛家三百軒あり、領主福原氏の館は、喜連川より入りて右に在り。

福原（フクハラ）（山作）　今佐久山町の大字にして、驛の東一里餘、箒川の南岸に居る。近世は、那須氏の總領たる餘一殿、一千石の邑は此地にありしを以て、稱南堡を成せり、八幡宮あり。或は、那須餘一宗隆の嫡流は、上庄を保持し、代々福原に住し、永正中の太郎資永に至ると傳ふるも、三輪鄉にも、那須氏の故城あり、是惑を免れず。

小學下野志云、餘一に云、數代の孫資之、福原にうつり居りしが、其弟資重とむつまじからず、應永二十五年、資重遂に分れて烏山にうつり、これより福原を上ノ莊といひ、烏山を下ノ莊と唱へ、一家兩端に分れたり、然るに、上ノ莊の那須氏は、五代の後資親に至り、養子資永と事をおこして亡びければ、下ノ莊の那須資房、兩莊を合せてもとの如く一家に復せり。○東國擾亂記云、烏山城主那須修理大夫資晴、資勝の同性等は、天正中、宇都宮を破り、威を近隣に振ひし處に、當大閤殿下、相州小田原征伐として出陣ありしかば、東國の大小名、御陣に馳集るもの引もきらず、是に依て那須が一族家人等も、同く小田原に參上し、殿下の儀を賀し奉る、北條既に亡びて、殿下奥州を征伐せんと、同八月十五日、下野に下向し、小山に御陣をすゑさせ給ふに及び、資晴はしめて見參す、殿下資晴が遲參を怒らせ給ひて、那須が本領八萬石、悉く彼一族家人等にわけあたへて、資晴わづかに福原の地をぞ賜はりける、云々。○按、那須氏資晴は、天正十八年、五千石を安堵し、其子左京大夫資景に至り、一萬五千石を加賜せられ、遂に烏山の故城に移住せしが、其孫遠江守資義の時、貞享三年、父子相爭ふことあり、罪遣を得り、除封、更に福原千石の地を資子資德に賜ひ、僅に家名を存せしめらる。

江川（エ）　佐久山の南、河戸、金枝の邊の野水にして、東南に下り、烏山に至り那珂川に會す。今河戸、金枝、鹿子畑等を合せて、上江川村と云ふ（カミエガハ）。那須郡の現管には之を故なり、此水は、湯津村にて箒川を分流し、之に注ぐを以て、灌漑の利あり。

鹿子畑（カゴハタ）（河戸）　今那須郡管の内にて、河戸、金枝、稻積等と相合せ、上江川村と改む、福原の南、喜連川驛の東にあたる、此境は古驛路の通せる跡とも傳ふるか、新田と占上、両驛の中間に似たり。

那須の篠原も、やがて行きすごして、喜連川近くなりけるに、年は十に一つ二つ過ぬらむと、おぼしき女子ともの、菅の小笠に、わらくつはきて、三人つれたちて行く、あとに男の大人も、つきて行くを、かくなさなくて、など旅立はするならむと問へば、彼は皆越後の國のものになるか、身を賣られて、是よりさきの宿々につきて、今二年が程には、往來の人の袖ひくなりと云ふ、げにものいひざま、皆越後の國のものなりけり、いと哀れにおぼえければ、　泉　[illegible]

末知らぬ旅より旅にさそはれ川如何に流れて浮き沈むらん。

澤村（サハムラ）　今那須郡野崎村の大字なれど、箒川の南岸にして、矢板驛の東に隣る。（佐久山の西一里）那須系圖に、餘一宗隆の諸兄に、澤村七郎滿隆、稗田九郎朝隆といふを載す。又烏山那須氏の祖、資重は、初め澤村五郎と號したり、蓋此に居れることありしならん、資重の子孫、又資をつきて、澤村越後守、澤村伊豫守などいへり、今此地舊址に佛堂あり、澤村に接して稗田の字のこれあり、

（稗田）

片岡郷（カタヲカ）　和名抄、鹽屋郡片岡郷。○今片岡村是なり、蓋其境の外、河會郷（喜連川）の西、氏家郷の北にして、大字に關の名のこれり、荒川と内川の間なる丘陵を占む。

乙畑（オツハタ）　今安澤、松島等と組合せ、片岡村といふ、氏家郷の[illegible]須坂の北にして、荒川の北邊とす。興廢記に、乙畑孫七、岡民部など、天正中の武士の交名に見ゆ。

散伎郷（サヌキ）　和名抄、鹽屋郡散伎郷（今大宮村、[illegible]）船生村是なり、片岡郷の西にして、鬼怒川の北邊に縁り、荒川は其北嶺、鷄頂山より發す。船生に、佐貫の大字の遺るは、郷名の起れ所ならん、

一向宗の日傳鈔中巻に「下野國佐貫と申す所にて、慈信

（佐貫）

御房の夢想に」云々とあり、親鸞の内室慧心尼が、[illegible]の化身法然聖人、并びに觀音の化身善信（親鸞）の夢味を見たることを載す、稻田西念寺[illegible]門侶交名に、尼慧信御房の門弟、下野さぬきの尊蓮とも見ゆ。

大宮（オホミヤ）　今大宮村と云ひ、肘内、田所、大久保、風見等を合す。氏家郷の西北、片岡村の西にして、鬼怒川と荒川の間に在りて、河内郡羽黒山の北にあたる。鬼怒川、荒川は、大宮の南北を流れ、相去る二十町許、其間平野なれど、水は左右共に傾くべし。今荒川より分派する溝流ありて、鬼怒川より分派する五行川に通す。抑鬼怒川の末は、利根川へ落ち、銚子湊へ奔り、荒川の末は、那珂川へ落ち、那珂湊へ赴く、南北相去る甚遠し、而も大宮左右に於ては、一水に分界なし、亦奇異の形象と謂ふべきなり。

宇都宮系圖、下野守[illegible]代、[illegible]二年、駿河國[illegible]山合戰、[illegible]備中守[illegible]、風見[illegible]右衛門尉[illegible]、大宮兵部丞[illegible]等討死、云々、また興廢記、天正十五年二月、鹽谷[illegible]大宮城を[illegible]して、上郷衆[illegible]、日光山衆[illegible]大門[illegible]、北條方へ内通、攻め圍みければ、大宮の上郷[illegible]合せて、合戰しけるに、大門忽變心し、却て敵になり、上郷衆ならず討死しけり、云々

大久保（オホクボ）　今大宮村の大字なり、宇都宮系[illegible]、[illegible]の弟、上[illegible]の子、[illegible]を[illegible]な、[illegible]、[illegible]、大久保[illegible]の祖とし、[illegible]、薄場山合戰の時、大久保[illegible]、[illegible]右衛門[illegible]、討死の由見ゆ。

風見（カザミ）　今大宮村の大字なり、[illegible]系圖に、備中守[illegible]の弟、風見右衛門尉風重、大宮兵部少輔風景等とす、此地に土着せし家なり。

船生（フニフ）　今船生村と云ひ、佐貫をも合す、大宮の西にして、日光、高原の山谷の咽喉にあたる。氏家より五里、矢板より四里、今市へ三里半、高徳へ二里、古書には舟（フネ）尾にも作る。

戊辰の役、官軍の高原越、藤原口に對する者、船生に駐陣したり、八月七日、鬼怒川の暴漲に乘し、道谷原に東軍の來襲したることあり。○花營三代記に、裳原合戰の時、舟尾父子も討死の由、所見あり、舟尾は即船生に同し、其家系知れず。

花營三代記云、康曆二年、小山下野守義政、與宇都宮下野前司基綱合戰、宇都宮討死之由、有其聞之、義政方一族、木内入道父子[illegible]餘人、幸島惣領、志筑嫡子、秦内太郎等、以下二百餘人、基綱方、自身打死、舍弟[illegible]、芳賀六、同七、同八討死、其外岡本、舟尾父子、君島子息、市屋那須以下、宗徒者八十餘人、討死之由、[illegible]、鹽谷遠江入道[illegible]、云々、仍自關東、爲小山下野守退治、可有御發向、云々。

（舟尾）

[illegible]志云、[illegible]寺觀音堂は、佐貫村きぬ川の畔にて、岸[illegible]を建たる如き巖の中央に、いささかの岩窟ありて、其中に[illegible]、弘法大師[illegible]なりとて、絶頂より大綱をさげて、[illegible]にすがりて、[illegible]の佛體を[illegible]ずるなり、またその下の岩[illegible]とに、五六尺四方許の岩窟ありて、其中にも佛字を置く。

玉生（タマニフ）　今玉生村と云ふ、船生の東北にして、大宮の西北に接す、鷄頂山は即玉生の北嶺にして、荒川の出づる所とす。

玉生今、タマニフに作る、[illegible]生の中略ならん、生字に二つの[illegible]なし。鹽谷系圖に、[illegible]守[illegible]三男、忠景、稱玉生[illegible]衛門、玉生城主、弘長元年卒、玉生[illegible]守勝昌、非宇都宮社務玉生播大夫統信等之[illegible]、云々、大字飯岡、金枝、鳥羽等あり。興廢記云、天正十五年二月、日光山の衆徒神人等、年來の好を忘れ、北條に内通し、不意に起て、鞍ヶ崎を圍みければ、上郷衆、金枝土佐守光任、

（金枝）

上平湖七郎俊重、飯岡新左衛門知貞、柏谷右京亮政武、馳合て防戦ひける。

山上郷（ヤマカミ）

和名抄、鹽谷郡山上郷、今詳ならず、されど地勢を推して、名義に考ふるに、矢板、泉村の邊にして、内川の陵谷を稱して山上と云ひ、其東なる佐久山を山下と指せるに似たり、即片岡郷の北とす、中世には專川崎庄と唱ふ。

川崎（カハサキ）

（反町）（館之川）

舊庄名にして、今の矢板村、泉村にあたる。其本驛は今反町（ソリマチ）と云ひ、矢板驛の南半里。又鹽谷氏の舊壘あり、反町の西南にして、大字館之川（タテノカハ）に屬す。國志云、川崎庄館之川村、堀江山の上に、鹽谷氏の城跡あり、川崎城とも云ひ、鹽谷五郎兵衛尉朝業始て築く、正治、建仁の年間なり、朝業は宇都宮業綱の二男にて、所領は凡千餘丁といたひ、東鑑、建久五年、宇都宮五郎朝業は、叔父朝綱、甥頼綱と共に配流せられ、朝業は肥後國に注せらる、此人後出家、信生法師と號す（續後撰集、並に新和歌集に、法師の歌多し）其子鹽屋周防守朝親、建長二年卒すること、又東鑑に見ゆ、一族の名多く本書に見ゆ、朝親の三子泰朝、忠綱、親時あり、泰朝は中村を領し、忠綱は家督を奪ひしが、後に至り、泰朝貞朝・朝定と相續して、朝定は鹽屋の總領と爲る、其子朝世—家綱—秋綱—教綱に至り、宇都宮持綱と不和を生し、長禄三年、教綱討たれて、鹽屋氏一旦斷絶し、永正の頃にや、宇都宮正綱の四男、伯耆守孝綱、鹽屋の名跡を嗣ぐ、其子義孝、其子義綱とつたひ、家臣岡本讃岐守正親のために謀られ、所領を失ふ（泉村の條下に、岡本氏の事を詳にす）

（鹽谷城址）

宇都宮を立ちて行く道に、鹽谷と云へる所侍り、暮れ行くまゝに、里々の烟り立つを見て、

　旅ごろもうらぶれて行く鹽の屋に烟りさびしき夕がすみ哉、［四國雜記］

（同志に、四國雜記、鹽谷明[illegible]するに因り、早乙女を以て、鹽谷里ならんと爲したるは、誤れり。鹽谷氏の故址の川崎に存在するに見ば、迂路に似たりと雖、川崎に次り、狐川に至りし者と、推斷すべし）

鹽屋中村とは、反町の東北にして、鹽屋氏の別館の在りし地とす。系圖に、四郎左衛門尉泰朝（東鑑に見ゆ）を中村城主と注し、又重興系圖に、義綱の庶兄、日向守義通は、中村城代たり、其子義保は、岡本讃岐守正親の外孫たるに依り、岡本の家督と爲し、宮内少輔と號し、鹽屋川崎庄を安堵す、云々。〇國志云、中村在地藏は、御前原にあり、高四尺許、鹽谷伯耆守孝綱の爲に、嫡子彌六郎由綱の建立する所なり、則當所は鹽谷氏の出丸の跡にて、百間四方許の土手形、堀形等ありて、其中の松林の内にたてり、然るを此あたりの土人は、疱瘡地藏と呼びならはして、はしかの流行する度には、參詣のものおほし、孝綱の爲に建立せしよしは、後背に文あり、天文十八年六月云々と見えて分明なり。

木幡神社（キハタ）

今矢板村大字木幡に在り、即反町と中村の中間なる境地にて、一郡の大社なるが、由來不詳。〇國誌云、木幡明神は、圭田二百石、別當蓮光寺は天台宗なり、神主高橋氏以下、大小の祠官、皆に、其子等あり、當社は延暦年中、坂上將軍奥羽の夷賊征伐の刻、山城國木幡明神を勸請して此に祭るとつたひ、元はコハタなりしを、後人文字に泥みてキハタと訛れりとぞ、蓮光寺は今日光輪王寺御門主の御留守居なるを兼帶し、日光の神事法會にもたつさはれり。

矢板（ヤイタ）

今矢板町と云ひ、人口六千、隣近の幸岡、反町、富田、土屋等を合す。鐵道線にあたり、宇都宮へ二十哩、大田原へ三里、鹽谷郡の治署を置かる、或は八重田（ヘタ）に作る。

天保庚寅東省日録云、自今市北折、渉絹川、晩宿玉生（タマフ）、高原山在其十里内、[illegible]、[illegible]、頂上生、[illegible]、[illegible]、西北見那須山、乃自村中北、遊徑林薄、忽出曠野、所謂那須原、細草接天、[illegible]。

（八重田）

幸岡（カウカ）

今矢板村の大字にして、矢板驛と反町の中間に在り。〇國志云、幸岡又幸賀に作る、鹽谷系圖、朝親の三男、親時は、幸賀五郎左衛門と稱したり、南朝紀傳に、應永三十年、小栗城攻落さて、宇都宮持綱、落行きけるを、鹽谷駿河守追ひ討ちて、持綱を討[illegible]、云々、持綱の墓は川崎館川村と、幸岡村との境なる[illegible]木坂にありて、毎歳八月九日、所のものども、寶篋を造りて祀るなり。

（幸賀）

泉（イヅミ）

（山田）（赤瀧）

今泉村と云ひ、矢板驛の北一里、高原山の南なる山麓に近く、内川の上游にあたる、（[illegible]佐野とも云ひ、今山田、長井等と共に、泉村の大字と爲る）赤瀧（アカタキ）温泉あり、温泉の北方を寺山と呼び、觀音堂あり。野史云、天正十三年三月、宇都宮國綱、[illegible]、那須資晴、[illegible]、下山城主、宇都宮[illegible]、岡本右京亮[illegible]、[illegible]、喜連川[illegible]、[illegible]。

東泉（ヒガシイヅミ）

［常野志續編、[illegible]、武家[illegible]］

今泉村の大字とす、近世の初めには、郡主岡本氏の居邑なり、一二世にして絶家と爲れるが、其事明かならず。〇國志云、岡本讃岐守正親は、內匠頭正重が子也、正中、天文十四年、[illegible]にて討死す、其先芳賀左兵衛入道[illegible]可の舍弟、岡本信濃守富高より出て、高貴なるが、後鹽谷家の重臣となり、天正十二年、佐野宗綱の節、正親の男討死しけるに依て、正親は入道して壽屋と號し、行脚して京都に上り居けるに、同十八年、豐臣殿下、小田原征伐の刻、案内者に召具せられ、東國に下向し、其賞として川崎庄三千三百六十石を賜はり、東泉に居住す、

其長女は鹽谷義綱の庶兄日向守義通の室にて、義保を生む、岡本宮内少輔と名乘らせ、家督と爲したり、〔宇都宮興廢記、東國擾亂記〕今鏡山（キヤウサン）寺は、東泉村にあり、寺田五十石、心月山と號す、大中寺第八世白岩宗関和尚、慶長二年草創なり、本願は岡本讃岐守清原正親にて、子息清三郎照富、同清九郎正富の兄弟、天正十二年甲申五月、佐野表沼尻において、北條氏政と合戰の刻、ともに討死す、その菩提を弔ひしなるべし。

（鏡山寺）

内川（ウチ） 箒根嶺の東南に發源し、泉村を流れ、矢板驛、川崎等を經て、喜連川驛の北を過ぎ、驛東に至り荒川に合す、長五里許。

那須郡

那須郡（ナス） 下野の東北部を占めたる大郡にして、其荒原を那須野といふ。野中の清水、東北に下り、那珂川と稱へ、東に折れて、常陸へ入る。今本郡、面積九十方里、三十町村に分ち、人口十一萬、大田原に治む。

本篇、地勢及び叙述の便宜に參酌し、鹽谷郡の簗根、鹽原の二村を那須郡の下に移し、現那須郡管の佐久山、上江川、澤村等を、鹽谷郡の下に收めたり。

那須は和名抄、十二郷に分ちたり、中世、那須庄起り、郡郷の分界混亂し、土豪各地を占住して、總稱那須黨と云ひ、鹽谷、芳賀の隣郡へも溢れり。上古には、那須國と云ひ、國造ありて之を治む。國造本紀に「那須國造、纏向日代朝御代、建沼河命孫、大臣命、定賜國造」と載せたり。（國造本紀、度會延佳本に、那須を須羽に誤り、又科野を神野に謂る、後人因て、本郡の狩野を以て神野に擬するは、採り難し）湯津上村に古碑あり、中に曰く「飛鳥淨御原大宮、朱鳥四年、己丑四月、那須國造、追大壹那須直韋提、評督被賜」云々。評督は猶郡領と云ふ如し、評督官已當用なり。大同方に、奈須國造淨生あり、又寳龜元年紀、陸奥白河郡、大領奈須直赤龍等、賜姓阿倍陸奥臣と見ゆるを惟ふに、白河は隣郡なれば、那須國造の一族の蔓延せるなり。而も、承和三年紀、那須郡大領、丈部益野と云ひ、那須郡領は、已に他姓に替れるやの疑あり、後は聞こえず。〔成田參詣記に、印播郡佐倉淨泉寺、舊雲巖の欵、寛永二十二年、己未、十一月日、下野國、那須粟山、大雄禪寺」と載す、後世粟山の村名なし、大雄寺の存否亦明ならず。那須氏は、天正十八年除封、舊領八萬石とつたふ。貞享中、全郡檢地高九萬七千餘石、那須氏末支數家に分れ、猶故郡に離れず、俗に那須七騎の稱ありき。

（那須國）

箒川（ハウキ） 鹽原山中に發し、箒根山の北より、東を繞り、那須野の西南隈を成す所の急流なり。石上、薄葉を過ぎ、佐久山驛の北を掠めて、蛇尾川を容れ、佐良土（サラド）、小川の間に於て、那珂川に會ふ、長十二里、又伯耆川に作る。

北越軍記云、家康公、景勝退治として、小山まで下向の處、石田上方（カミガタ）にて兵を起す、宇都宮城主蒲生秀行の家老、蒲生源左衛門尉郷成申上げけるは、上方は景勝に皆一味し、其上、景勝全く敵逆の心入なく、直江山城守所爲にてこそ候へ、此方より御攻候はずば、景勝は働きまじく候、早々御上洛尤に候、乍去景勝御跡を附候はんこと、心元なく思召さば、秀行を御残し候へ、我等罷出、景勝を箒川より南へ越させ申間敷候と、聞くもすさまじく申上ければ、御機嫌大方ならず。

（伯耆川）

薄葉（ウスバ） 今野崎（ノザキ）と改む、大田原の西南二里、矢板驛の東北一里餘、箒川の左傍に居り。鐵道幷びに那須新道は此にて箒川を横絶す。

天正十三年、三月、那須資晴は、大關入道安碩と謀て、鹽谷伯耆守義綱が、川崎の城を攻落し、喜連川を取返さんと、鹽谷安房守孝信を先陣として、其勢三百餘、薄葉が原に發向す、是を聞て、山田筑後守業辰、岡本對馬守氏宗等、手勢百餘騎許にて馳向ひ、戰ひけるが、忽に攻破られて、兩人ともこゝに討死す、云々、宇都宮國綱も、後詰として、紀清兩黨二千餘騎、壬生上總介義雄が勢二百餘騎を引率し、出陣しけるが、先陣平塚彌十郎爲貞、蒲生彌吉郎家忠等、鹽谷安房守に驅破られて討死しければ、宮勢散々に敗軍し、國綱も多勢の中に取圍まれて、既に危かりしを、芳賀修理亮保正、主從十六騎、取つて返して討死し、また壬生勢踏とどまりて防き戰ふうちに、國綱漸く虎口を逃れ引揚けり。〔宇都宮興廢記〕

（野崎）

石上（イシガミ） 今薄葉、平澤、澤村等と相合せ、野崎村と改む。一書に、延喜式那須郡の磐上、黒川とある古驛を、即此と云へり。されど、前驛衣川、新田と後驛白河（陸奥）の方位より推せば、薄葉の西北なる石上を驛次と爲し難し。必定、新田驛より東北に進み、湯津上村を經へ、稲澤、黄野に至るを要す。而も其黄野は即黒川驛にあたるを見れば、古の石上驛は即湯津上村に擬すべし、薄葉の石上には非ず。

平澤（ヒラサハ） 今野崎村の大字とす、薄葉の東にして、澤村と箒川を隔てて相對す。（澤村は、本篇之を鹽谷郡佐久山の下に係けたり）

那須野の原にて　　泉　閑

いつこにか今日は宿らむ草深き那須のの原に鵑の鳴

大田原（オホタハラ） 今大田原町、人口六千、那須野の中にして、蛇尾川の右邊に在り、佐久山を去る二里、宇

(大俵)

都宮を去る十二里、那須郡治の所とす。

大田原、又大俵に作る、那須七騎の一家、大田原氏の舊邑なり。○國志云、大田原氏は、武州丹黨に出づ、丹治比眞人の姓なり、世々那須家羽翼の臣にて、戰功の家なり、系圖に、大田原備前守丹治資清、十三代の裔、資清入道宗存の長男、高増は、大關氏を嗣ぎ、次男大田原山城守綱清、其子備前守晴清、入道して宗今と云ふ、天正十八年、豐臣氏の軍を迎へ、本領を安堵し子孫世襲す、龍泉寺は城下に在り、大田原家の香華所にて、眞言宗、寺領百石、又光眞寺、大田原家の菩提所にて、曹洞宗、寺領五十石。○元祿行囊抄に、大田原に矢師ありて、箆竹のよき地なりと云ふ、是れ古歌の那須の篠原の篠にして、狩倉の昔も忍ばるるなり。

大田原城址　驛市の東にして、直に蛇尾川の岸に居る、規摸最小なり。近世、大田原氏、一萬一千石の治城たりき。○續國史略云、戊辰歲、五月二日、東軍自板室百村出、襲大田原、拔之、縱火城下、城主大田原富清(飛驒守)已遁矣、是日、官軍在白川、南大田原卽援、故陷、然猶亦暴兵、不能守之、棄城而去。

(若目田)

八木澤　近年、親園村と改む、大田原の南にして、佐久山に至る間とす。今管内に若目田の地あり、國誌に、

左大臣橘諸兄公後裔、碓井荒太郎貞光末孫、左衛門太郎業房、爲宇都宮朝業聟、知行鹽谷郡内若目田郷三十町、

といへるは是なり。稻田西念寺親鸞門侶交名にも、那須郡若目田の明願房敬信あり。○東省日錄云、經大田原、抵八木澤、路傍有碑、勅那須野宗中見馬兵庫戰事、甚怪、土人亦云、村西有古墳、朝霧中、時見兵士成隊而過、若自古墳出、予謂、是由市野市之寰、不足深怪、晚宿氏家。

西那須野　今西那須野村と云ふ、大田原の西郊にして、舊名赤田と云ひ、近時の新開に係る村里なり。鐵道停車田宇を去る一里、(曾原へ五里半、(那須野が原に於て、西南偏にあたる)宇都宮へ二十七哩。鹽溪紀勝云

那須野、東西六里許、南北十里、昔者境皆不毛、人爲絶蹤、距今九年、栃木縣令三島君、募長村吏、日掌耕、竭力開拓、芟荊伐榛、拔根日進播種月擴、悉土肯佳其田者數千頃、備衆乞官出私以課墾闢者亦多、三島、那須、鍛冶屋、謂之三闢墾、及鐵道始設、那須當停車場、於是紹市就業者二十餘戶、遂成一村、物貨聚輸、無虛日、其賣計木炭七十萬苞、屋材三十萬束、其他果蔬之屬、皆出輸諸方、與田鐵路之利、亦大矣哉。

蛇尾川　又佐飛川に作る、鹽原山の大佐飛、小佐飛の嶽中に發し、東南に下り、那須野の中を貫き、大田原驛を過ぎ、箒川に入る、長十里。或は曰ふ、佐飛川は其山間を出で、原中に就くや、忽然涸渴と爲る、大田原に至り又現發すと。蓋曠原の地長、石礫數丈の厚層を成し、流水を上過する能はざるに由る歟。

(佐飛川)

隨筆紀程云、大田原驛、渡蛇尾川、崖樹蓊蔚、清流澄洄、東與箒川合、入那珂川、上游自大佐飛山、至蓑沼、潛入地實、二里復發、注於此。

石上郷　(磐上)　和名抄、那須郡石上郷、今湯津上村是なり、卽延喜式に磐上に作り、古驛にして香田(芳賀郡の舊管なるが、今鹽谷郡へ入る)より、石上、黑川(蘆野)と相次ぐを想へば、其地は湯津上村にあたること判知に餘あり。且石上も古訓イソカミにて、ユツカミも共に一語の五轉に出でしにやとも疑はる。

湯津上は、大田原の東南三里、新田(松山)より此石上に到らんには、喜連川、江川等(古の鹽谷郡内)を經て、福原にて箒川を渡りしならん。又延喜式、鹽谷郡の傳馬五匹を載するを見れど、後驛に驛家なければ、隣接の石上に匹數を供給せしに似たり。又一書に、石上驛を、今の大田原の西二里なる、石上村に擬せる事の非なるは、已に之を論じたるが、或は大田原の北二里なる東那須野の舊掛を、驛址に擬する者あり、舊掛は多く古驛址に其名を留むるも、本郡に在りては、未だ其證を見ず。

湯津上　今湯津上村と云ひ、蘆野の佐良土、蛭田、新宿等を合併す。大田原の東南にして、箒川と那珂川の間に挾まれ、那須野に於ては東南の隅境とす。

和名抄の石上、延喜式の磐上は、共に石神の義にして、湯津上といふも、石神なるべし。神代紀に、湯津石村と云ひ、岩石の神異なるに名づけたり。

那須國造碑　湯津上村に在り、文武帝四年庚子歲所造の古碑にして、皇邦現存石文の碑中、第一の舊物なり。元祿中、水戸光圀公、亭を造き、保護の法を加へられしより、幽光初て發し、廣く世の知る所と爲る。○蒲生氏云、

國造碑、其蓋文武帝時所建、後世湮沒、無聞者、殆一千歲矣、貞享年中、常陸源義公、遊那須温泉、路獲之、且爲那須古國名、國造其封冑也、是當時君長之墓碑、可不敬哉、迺因碑所在、堀埋得鏡、以代其靈、而起墳、安碑乎其上、建碑亭、且置守戶、然其文已殘缺、書亦古質、不可盡通解也、第審力渾雄遒勁、自有昔賢氣、豈可慢也。

永昌元年己丑四月、飛鳥淨御原大宮、那須國造、追大壹、那須直韋提、評督被賜、歲次庚子年、正月二、壬子日、辰節殄故、意斯麻呂等立碑、銘偲云爾、仰惟殞公、廣氏尊胤、國家棟梁、一世之中、重被貳照、一命之期、連見再甦、砕骨飛髓、豈報前恩、是以、曾子之家、无有嬌子、仲尼之門、无有罵者、行孝之子、不改其語、銘「夏堯心澄、神照乾六、月?子意、香助坤作、徒之大合、言喩字故」云爾。

(或讀「夏堯心澄、神照乾六、　中子意、香助坤作、徒之大合、言喩字故」云々)

古京遺文云、此碑曰、永昌元年、當作朱鳥四年、蓋係流

者改作、今審觀之、字様不類、其說似可信、朱鳥四年、五年、六年、七年、見萬葉集、朱鳥七年、見靈異記、不得據史斷言、朱鳥之號、僅一年也、飛鳥淨御原宮、天武天皇所營、帝崩後、持統天皇嗣御是宮、至八年（朱鳥九年）始遷都藤原、故碑謂、持統天皇之時、猶稱淨御原大宮也、猶名大村墓志所云、後清原聖朝、即是也、追大壹、天武天皇所制、爵位四十八階之第三十三等、那須直、姓也、所謂胙之土、而命之氏者、姓氏錄不載、其氏未詳、韋提名也、佐々氏釋、作那須宣事提、非是、評督官名、猶後世郡領也、既於妙心寺鐘銘評之、白石先生曰、評督是都督之誤、亦不知古時有評督之職也、庚子即庚子、係文武天皇之四年、庚作康、又見伊福吉部氏墓志、唯未見西土人以庚作康者耳、殄故猶言病死也、佐々氏釋、作者故、疑爲物故之訛、殯非是、殄字旁從夕、下之殯字同、蓋李端卿人碑、殞字作殞、與此同法、偲謂志奴布、思慕其人也、萬葉集多用之、蓋是閒會意字、非詩所謂美且偲之偲、白石先生釋、爲德字、亦非、棟梁即棟梁、漢南王碑、魏崔浩沈法會文、皆用此字、蓋速上字、增大作者、猶言早作鳳凰之類也、無翼長飛、無根更固、蓋本于管子、無翼而飛者聲也、無根而固者情也之語、[illegible]記亦云、名無翼而長飛、道無根而永固、然篆變多不可識、諸家往々強作解事、不可據信、今姑從佐々氏所釋、蒙齋以此碑爲持統天皇時物、則誤矣。○國志云、那須國造碑を、土俗には笠石と呼ならはしたり、碣石なくばあて、笠の如くに、此碑の上にかぶらせたり、故は然いふなり、高さ今の曲尺にて四尺許あり、石は石工のいふ御影（ミカゲ）にて、正面は砥の如く磨きて、左右其外は自然石なり、碑文は一行十九字づゝ、八行にて、百五十二字あり、此碑天和のはしめまでは、草むらの中に倒れふして、知る人もなし、故に草刈わらは等、あやまりて腰うち掛、または其あたりに尿などすれば、たちまちに物狂となり或は大熱を發して、さま／＼の事ども口ばしりけるとて、然るに天和三年、水戸黃門光圀卿、武茂庄馬頭村へ下向の節、有の始末を言上す、貞享四年、馬頭村へ再び下向有て、儒臣佐々助三郎宗淳に命じて、まづ碑文を印打せしめて見そなはし、則宗淳にこましめ給ひ、此碑古へ墓ひ給ふ志深くましませば、元祿四年、有司に計りて、湯津上村は御代官所、并に御家人の知行と、入會の地なれば、彼此替地なし給ひて、碑の在所凡三反歩餘を、水戸の封境となし給ひ、竪八間、横七間の塚を新たに築かせ、其上に寶形造りの堂を建て、傍に泉蔵院と云ふ修驗を住居させ、月俸を下し、彼堂を守らしめ給ふ、されば今印打は更なり、容易には見る事をも許さゞるなり、銘の辭、

乃老心澄　神照乾大　引重子息　香助坤作
[illegible]之大合　言喩字故　無翼長飛　无根更固

此句、乾坤を以て國造父子に喩へしなり、易繫辭曰く、乾知大始坤作成物とあり、此語にもとづきて、乾大坤作の文字を出しなり、其意は國造の老心清澄なる、其精神人の父たる道に異なる事、猶乾道の父に萬物を始むる如く、其嗣子子弟を教導するの意者は、猶坤道を助け、萬物を養育す、是に從ひて父に和合する故に、言ひ喩す、昔故を守りて是にたがふものなし、德行既に皆の如くなれば、其名四方に傳播して隱れなく、其嗣子孫に至るまで、是を受て堅固ならんと、云ふなり。○按、國造碑文の中に、源白石の考に、

漬公殯亡也、猶言亡者也、韋氏韋提、韋氏蓋為広來津公也、佳氏意曰、豐城命三世孫赤廣呂、依皆地、稱廣來津公、

とい〜ゝ。されど國造本紀に、那須國造はたゞ命の裔と爲せば、廣來津公の解も疑ふべし。

車塚（クルマツカ）　那須國造碑の近地に、瓢形の古墳二處あり。○國志云、車塚は湯津上村の中川の西岸にあり、但し二所ありて、一所は國造の碑在る所より五町許東南の方なり、高二丈餘りにして、南北廿間許、東西廿五間許、前の方に堤の如き築出し十五間許あり、一所はそれより一町許猶南の方にありて、高さ二丈餘り、南北三十間許、東西廿八間許、前の築出し廿一間許あり、北の方にあるを下と唱へ、南の方なるを上と呼ぶ、都の方よりのついでを云にや、其外、此形に築たる小塚あまたあり、さて件の上下車塚を、元祿五年壬申六月、水戸黃門光圀卿下向ありて堀うがたせ見給ひけるに、器物の出けるを、畫工におほせて、其圖を悉くうつさせ、また元の如く封して藏め給へり、是則那須國造の墓所なるべし。（上車塚より出てしは、銅鏡徑五寸二分なる數多の陶器、鐵器（刀劍、鎧など）の破片、下車塚より出てしは、銅鏡徑三寸三分、陶器、鐵鏃以下にて、其鏡は疑もなく漢魏六朝比の制式に合ふ、元祿中撰、大金重貞の那須記に合考すべし）

佐良土（サラト）　今湯津上村の管内なれど、南に去る一里許、烏山に至る驛路にあたる。箒川は即佐良土の東に來り、那珂川に會合するなり。

國志云、佐良土法輪寺は、文覺上人の開基とつたふ、中興者海之、天海の弟子にて、爾後天台宗と爲る、那須資景、寺領七十石の寄附狀あれど、世變りて今は無緣也、一增珂志料云、佐良土、乾元二年、礫木文書、作那須北條郡稗田郷並堵村、那須久隆寄附隆居此、稱稗田九郎。

蛭田（ヒルタ）　今湯津上村の大字とす、佐良土の西一里、蛇尾川は西北より來り、蛭田の南にて箒川へ會ふ。蛭田に接して新宿（シンジク）の大字あり、此邊は古の新田、石上の驛路ならん、對岸は福原（佐久山）なり。

那須鄕（ナス）　和名抄、那須郡那須鄕。○今川西町、金田村などにあたる歟、即石上鄕の北隣なり。國志にも、

那須鄕と唱へし地は、今知れず、但國造碑の湯津上村

にあれば、其邊ならんか、と遺傳し、那須八幡宮、亦此地に在るは、舊郷の遺徵とするに足る。

金丸（カナマル）

今中田原、奥澤等と相合せ、金田村と改む、湯津上の北にして、大田原と黒羽（川西町）の間とす。大田原へ二里、川西へ半里。

那須神社（ナス）

舊稱那須八幡とも、金丸八幡とも唱へられ、金丸に在り。國志に「金丸八幡、社領五十石、黒羽侯より寄附、神主小室氏、傳へ言ふ、源義家、奥州征伐の剏に建立する所」と云々。

川西（カハニシ）

（向町）（白旗）

舊稱黒羽向町（ムカヒマチ）と云ひしを、近年大豆田（マメダ）、寒井などを合せて、川西町と改む、人口三千五百。金丸の東那珂川の西岸に居りて、黒羽（田町）に對向す、大關氏白旗（シラハタ）の故城址あり。

元祿二年紀行、奥細道云、那須の黒ばねと云所へ、野越にかゝりて、直道をゆかんとす、遙に一村を見かけて行くに、雨降り日暮る、農夫の家に、一夜をかりて、明ればまた野中を行く、そこに野飼の馬あり、草刈るをのこになげきよれば、野夫といへども、さすがに情しらぬに非ず、されども此野は縦横にわかれて、うゐ〳〵しき、旅人の道ふみたがへん、あやしう侍れば、此馬のとゞまるところにて、馬を返し玉へとて、かし侍ぬ、ちいさきもの、二人馬の跡したひてはしる、獨は小姫にて名をかさねと云ふ、聞なれぬ名のあやしかりければ、

かさねとは八重撫子の名なるべし、

頓て人里に至れば、あたひを鞍つぼに結付て、馬をかへしぬ。

寒井（サブヰ）

今川西町の管内なれど、向町の北一里半、那珂川の余笹川を容るる邊に在り。

豆田（マメダ）

今川西町の管内とす。○雲岩寺傳の佛應行錄に「佛應禪師、諱妙準、字大中、顯日高峯之的子也、姓藤原氏、父日悲賢子、常詣於佛神有年矣、那須郡豆田村、有岩寺地義雲堆之靈傳、父母行役、百日參籠、南識所」今黒羽の城南に隔て、豆田村あり、其所に磯氏ありて、則佛應禪師の出し家なり、雲岩寺までは四里許あり。〔國志〕

中田原（ナカタハラ）

今金丸と相合せ、金田村と改むれど、其西に隔たりて、蛇尾川の岸に臨み、大田原に對視す。近世の奥州路は、大田原、中田原、市野澤、鍋掛、越堀と次第したり。

市野澤（イチノサハ）

（練貫）

今金田村の管内なれど、中田原の北にして、練貫（チリヌキ）と相接し、近世の街道筋の小部落なり。○澤氏浸置文草云、發作山驛、々北有伯耆川、々北日吉澤、日野牛（ヤギウ）、過此無民居、無獸畝、西望日光山、高原山、東望八溝山、在百里以外、太田原、則候之所承也、南上巻、南越堰、南市澤、市澤有官園、所種寶之處也。○十符菅薦云、この那須野の中に、昔金を堀りたりといへる處ありて、八雲御抄に、なすのゆりかねと書かせ給へるが、即これなり、練貫村なすぐ、字を銀治久保といふ、野に駒おほし、天覽に供へ奉らんとて、厩舎建て御憩所とせり。

那須野（ナス）

本郡中央の平曠の汎名にして、北に那須嶽、西に鹽原山、高原山、東に八溝山聳え、峰巒綿亘して之を四周す。箒川、蛇尾川、熊川、余笹川、黒川等の諸水、其北西に發し、野中を貫流して、悉皆其東南隅に傾注し、那珂川の一幹に歸す。原野南北凡八里、東西五里、乃至七里、大地高百五十米、乃至四百米。其表層は殆耕土を缺き、四山諸下の石礫、灰砂の堆積極めて厚く、流水すら地下に潜入する處あり。風霜亦猛烈にして、古来民居最稀少なり。近時、道路、灌漑、樹藝、耕牧の方案に焦思し、幾多の新墾を創したりと雖、大和（オワ）地原、余笹原の如き、大小の不毛地は今に其舊に仍る。凡明治十三年開拓の事を起し、十八年に至り堀道、疏水等の功成り、民戸新増八百許。

臥雲日件錄云、快光院主僧由榮、語昔時的事、山口、鳥羽院御宇、息所有美女、不知所自、名曰玉藻前、上皇寵幸、能知天下事言之、陰陽師卜之、曰此女者使無也、狐為之、女遂去、其狐在下野那須野、中宮驅之、終捷疾不可捕得、先令武士、騎而射之、其習射狗、然後、上總介者、射而殺之、是有射針、上總介與之協力、相協得之、漢土天下、上總介源家之士也、凡今射狗、本於此云、又曰、此狐乃周褒姒所化也。○北華續奥細道云、那須野、闊しに涉はず、廣さ凡そ八十里、或は廿里、或は十二三里の原なり、草も長からず、木といふものは、木瓜さへもなし、炎暑の折など、如何にぞや、手して掬ふ水もなし、翁のほ句に有りし、

蝶の飛ぶばかり野中の日影かな

とは、かゝる所にや有りけん、高處より大空に漉る、流砂越といふなる、十三日の糧を包むと聞えし、廣原の有様も、斯やといと心細し、左の方遙に高原山、那須山連り見ゆ。

うゑて見る君だに知らぬ花なれば我しもつけんことのあやしさ、〔拾遺〕

下毛草は、日光山、または那須野、其外所々の野原に多くあり、上代當國に始て生る故に、下毛草とは云なるべし、此もの二種ありて、一種は木下毛と云ひ、其木は木瓜馬醉木の如し、一種は草下毛と云ひ、其葉蔦の如く、かへでに似たり、是は年々に生死す、花はいづれもひとしくてかはる事なし、陸奥にてはカノコ草とよび越路にてはトリアシ草ともよぶとぞ、葉の形鳥の跡に似たればなり、其根を製し、蟲壯劑、驅虫劑等に用ふるに功能あり、清少納言の枕草子にも、草花は云々とある條に、しもつけの花、袱せてあり、最もうるはしき花なり

黒磯（クロイソ）

今厚崎、東小屋、中野、沓掛、鍋穴、波立、豐野崎、上郷屋等を合せて、東那須野村と改む。實は

〔東小屋〕

那須野の中央にあたれば、東といふこと當らず。黒磯は、近時鐵道車驛と爲る、板室川(那珂川)の右傍に居る、西那須野へ七哩、其間東小屋にも停車す、那須温泉へは黒磯より四里、板室温泉へも大略同じ。(奥の細道云、雲岸寺より、殺生石見に行く、黒羽より馬にておくらる、此口付のをとこ、短册を得させよと乞ふ、やさしき事を望みはんべるものかなと、

野を横に馬ひきむけよほとゝぎす。

諸國里人談云、那須嶽の下に殺生石あり、毒石なれば、人もし此石に觸れば、則死す、又虫を捉て石上に置ば、立所に死するなり、此石の傍に小川あり、那可川といふへ落る、されば此川を渡る人、水に溺て死するもの、年々あり、彼流の毒氣にあたるゆゑなりといふ、野干玉藻が精靈石と成り、玄翁和尚教化の事、世の人の耳にとゞまる所なり、砒石の類ひ毒ある石はまゝある事なり、奥州會津の盤大山にも、毒石あつて、これに觸る禽獸皆死すといへり。

曠原十里滿莽泥、秋草連空一望迷、叶雨未晴雲氣黑、殺生石畔野狐啼。　正墻適甫

波立(ハツタチ)

〔大輪地原〕

今東那須野村の大字にして、黒磯の西一里半、大田原より板室へ赴くには、波立、曠野寄を經由するを捷徑とするとぞ。大輪地原(オホワヂ)とは、即曠野寄と高林、百村の間の荒蕪を云ふ。、東杏日錄云、經百村田、佐波立、芋屋藺條、風自日際入、寒氣凄涼、千此爲大、暫日間氣凄緊、行曠野三十里、那須山漸近、陽峰擁聚、陰嶺高素、其麓衍迤、攀陟通塔、經由步度寄、入一大山、石路細嶮、螺旋至嶺、則那須峰近在咫尺、別可一里許、

那須野へ、狩にきたりける道にてよめる、

さわ鹿の山路にかへる跡なれやすそのゝ原の露のむらぎえ、〔新和歌集〕　藤原視朝

狩野(カノ)

那須野の一名にて、野中の諸村を、往時は狩野郡と混稱したることあり。宇都宮系圖に「景綱三男泰宗、或號常陸介、武家、西方、大山田、狩野、大久保等祖」と注するは、此郡の住人に、狩野の家名ありしを知る。今石林、關根、蓮華、富山などの邊を、狩野村と改定す、大田原、西那須野の北にして、東那須野の西南に隣る。

覺多き那須の御狩のやさけびにのがれぬ鹿の音ぞきこゆる、〔夫木〕　信實

那須の狩獵の事は、吾妻鏡、曾我物語等に見え、其吾妻鏡に「建久四年四月、覽那須野、去夜半更以後、入勢子、小山左衛門尉朝政、宇都宮左衛門尉朝綱、八田右衛門尉知家、各依召、獻千人勢子、云々、那須太郎光助、奉駄餉、云々」また宇都宮系圖に、武茂泰宗の後裔は、狩野氏を稱すと爲せ、俗說、那須温泉は、狩野郡司行廣の創見などゝも云へり、長禄にも唱へられしを知る。〔太平記に、宇都宮狩野を兵衆と云ふは、武茂を略し舍弟なれど、家督を繼げるなり〕

石林(イシバヤシ)

今狩野村と改む。戊辰戰史云、五月朔日、東軍は白河城の陥るを以て、更に中央連絡の途を建て、千餘人の兵を發し、害に三斗小屋口に出て、二日、進みて石林村に至る、太田原藩兵を開き、急に諸營を守る、已にして東軍來攻、砲聲天を動かし、銃丸霰の如し、而も守兵は清水宿を携ふるのみにて、之れに應ずる能はず、遂に城を棄てゝ、中田原山に退く、翌日、東軍又大田原城を棄てて逃る。

三島(ミシマ)

今狩野の新墾にして、西那須野の西北半里、鹽原温泉路にあたる、是は明治十七年、時の縣知事、三島氏の治功を紀せんが爲に、かく命名したりとぞ。矢板、石上より三島を經て、黒磯、高久、夕狩を貫通する那須街道は、即其時の開通に係る。

與氏鹽溪紀行云、三島村、蓋前縣令三島君創設、因名焉、環豐一里許、農商混處、八十餘戶、村尾樓居、即君之別墅也、環墅二里許、植栗養牛、不知幾千株、其實甘美、九十月之交、墅主使村人採之、採者必裹紅頭巾、一巾價貳拾錢、所收不下五十金、人一日採一斗、二十日間、合五百斛、當市價一斤三四錢、則其得奇羨、可知矣、左有邸、日鳥之杜、松檜叢植、上置狐王廟、邸北有丘、日雲照、北西遙望那須嶽、噴煙殷々。

箒根山(ハウキネ)

又箒山と呼ばれ、高原山(鷄頂山)の東峰にして、東嶽とも呼び、直に箒川の上に屹立す。三島の西にあたり、山下の關谷、金澤、宇都野、大貫等は今箒根村と改む、鹽谷郡の管内とす。箒根と相並び、月山、釋迦嶽あり、共に鷄頂山の東に聳え、其矢板驛より望まるるを月山とし、鹽原村に屬するを釋迦嶽とす。鷄頂山は五千九百餘尺と測られ、本篇之を日光、高原の下に係けたり。

關谷(セキヤ)

今箒根村と改む、三島の西北三里、鹽原山谷の口にあたり、即箒根の北東麓とす、下鹽原へ二里。峽谷泉石の奇勝は此地より始む、故に入峰の橋名あり、一里許にして大網湯泉あり、回顧橋は此間とす。

回顧橋(ミカヘリ)(舊日梵天橋)長二十間、忽聞水聲潮沛、而回顧不見深、挑燈晴雨不雨而雷、下橋回顧、則瀑布瀉於橋底、直下三十餘丈、恰如掩白匹練、橋名取義于此。〔鹽溪紀行〕

宇都野(ウツノ)

今箒根村の大字にして、箒根の東麓とす、山神あり箒根權現と云ひ、宇都宮と同神とぞ。國志に、永祿七年、川崎城主鹽谷左衛門大夫義孝は、喜連川彌七郎高信に討たれければ、大澤某の力にて、義孝の幼子、彌六郎(義綱)を、宇都野の山里に隱したる由を載す。

大貫(オホヌキ)

今箒根村の大字にして、箒川の東岸なり、三島の西一里餘。

蟇沼(ヒキヌマ)

今箒根村の大字とすれど、折戸、横林などと、同く、關

（福渡戸）

谷の北方にして、佐飛川に縁れり。

鹽原（シホバラ）　今鹽原村と云ふ、鹽谷郡の現管たり、箒川の水源にあたり、箒根、鶏頂、佐飛等の山嶺に圍繞せられ、一大盤谷を成す。谷中に温泉多く、夏山秋林の風色亦佳麗なり。

泉純甫遊記、鹽原在山峡中、紆直盤曲而上、入愈深峡愈束、奇径斷、皐之深然鳴者、瀑之淘然赴壑者、松之偃立、若亭若傘者、石之□若虎者、若蹲者、乖崖可摩刻者、碑碣□□、□升□者、岩之斗出者、匹者、噴者、斥者、窄者、窈窕而修秀者、使人攬抜不暇、驚二十里而往、々則高山背楓葉、日光射之成錦彩。

地學雜志云、鹽原は那須、高原二火山の間なる盤谷中に散在する村落の總稱にして、諸所に温泉を湧出するは、蓋火山活動漸次微弱に歸せし状態に存するものなり、又斯温泉に鹽類を含有するを以て、鹽谷、鹽原等の如く、鹽字を冠する地名起れる歟、火山岩は層狀となりて現れ、材木岩と稱するもの、福渡戸（フクワト）の路傍に現出せり、其形貌は直立に層列樹植せるが如き外觀を呈す、是れ火山熔岩の、還然寒冷に遇て收縮を爲すに因りて起れるものなり、又火山灰中に、海生動物の化石を存し、土人採て之を販賣す、就中最も奇異なる者は、孔蠶貝の殼なること疑なし、是等動物を含有する地層を考ふるに、地質學上近代の年紀に屬し、所謂第三紀時代の海底に於て成れるや知るべし、又カジカ魚の化石をも發見せることあり。（鹽原には、中新統及び最新統の兩統發達す、中新統は粗粒の流紋岩質凝灰岩にして、時に泥土、或は砂礫を交え、種々の介殻化石を産し、之を被覆するに、木葉化石に富める最新統の層を以てす）

下鹽原（シモシホバラ）　温泉凡八所あり。其大網は、關谷より一里餘、鹽類泉、熱百二十度、岩室湯とも稱へ、天保中之を開く、箒川の北岸なる、巖壁に滿する處に湧き、浴亭を造る、大網より以西二十餘町なる、福渡（フクワト）と云ひ、炭酸泉に屬する百度の温泉、箒川の南岸に湧出す、數所に分るるを以て、浴槽亦多く、客舘は十餘戸あり、鹽釜湯は硫黄泉、熱百七十六度、箒川の北岸に出で、筧を以て福渡の浴槽に誘導し來る。鹽湯は福渡の南なる須賀（スカ）澤に在り、澗中三四の罅より出で、温百十度、乃至百三十度、客舘も三四戸あり、釋迦嶽の下とす。

垂野氏鹽溪紀勝録云、余游鹽溪、得二句、有山皆瀑布無地不温泉、鹽溪温泉、凡四十餘所、瀑布三十餘所、是皆有名稱者、其無名稱、及未發見者、不知凡幾許、天下寧有此奇哉、因續前句曰、此境眞奇絶或疑是洞天、關谷以西數里、村墟斷續、鶏犬相聞、左右峰巒、喬木欝葱、怪岩突起、箒川一帶流其中、疊主掩蔽、人行乎攢翠疊暑之間、神爽體輕、恍然與世相忘。

林氏鹽原考云、古町なる湯前（ユヤン）神社の縁日に□不當附錫□日、野州鹽谷郡下鹽原、鹽主山大權現御寶前、于時天文十二癸卯天三月、鹽原城主小山越前守」とあり、此小山氏の館址は、今寺坊院の北の方に、城跡として□れり、湯前とは何の義にや、湯のひらけぬ前の神か。（按、湯前とは、温泉（ウンゼン）の訛歟）□氏云、一塢、佳境環窖、内有温泉神祠、行數百歩、奇峰突出路右、崚嶒千仞、斗峭摩天、嵬骨森鱗、隱作孕石、白頂不毀、蒼松林立、白雲遮頂、萬籟饗耳、乃神物之所棲、人不能躋也、號日天狗岩」、寛政癸未秋、余遊于下野鹽原温泉、前爾上自作山、百里而近、後爾入自高原山、三十里而近、雲山深鎖、幽邃殊甚、峰巒谷聞、未不通人、只温泉舊蓄人家、徑通路聞、鋪茅散徙、架樹撩梁、緣道山腹、螺旋而行、如往而還、如去而來、寛代間、避暑養病者、數千群至、余嘗止山中主人語曰、是地創闢、起乎小松内府姑君妙雲尼公、□□下于關東、隱大原山、樵角□人間相通、深入鹽原、置其□來僧貫、今妙雲寺是也、寺名因□其首□□遺、其□山若皆奇秀、石若皆清麗、石若皆奇□、□□□□蓋精靈之託、精□□手不□、相神出□世□人寄宅者、事之奇也、命之薄也、節操之貞烈也、至今使聞者、悲傷不自禁」云々。（山水北山稿、鹽原高尾女碑文）

古町（フルマチ）　下鹽原の一區にして、福渡の西北一里許、土地稍平夷にして、數十戸の民宅あり、箒川の東岸に倚る。其鹽類泉は四箇に湧き、熱百二十度、乃至百四十度、客舍十餘戸あり。流橋を隔てて門前町の一區あり、又三温泉之に屬し、客舍數戸。凡古町、門前町は、鹽原の中央に居り、一邑の小繁華とす。□下戸は古町を去る六町、五温泉之に屬し、客舍數戸、須巻は古町の南にて、二温泉あり、泉源下にして瀑布を成す、其西嶺を發下山といふ。

古坊門前、只箒川爲界、有板橋、日進來、凭欄俯瞰、山環谷轉、水走石鳴、傍崗有樹、其枝指天、蜻根拔地、蛇鱉蹲踞、方弗于□之狂草、有崗臨河而橋、其形似□之懸□、日七絃、少北又有小瀑、日玉拱、東北望吐月峰、（寺山）及抜雲峡、（俗名大□）西南有三山、日喜壽、日境、日裝下、風景絶佳、寺有舊物、寶在一輪之上、往倚不忍去、橋西日古坊、□□其小街、由靜入喧、鹽溪第一市、（鹽溪紀勝）

妙雲寺（メウウンジ）　下鹽原に在りて、其門外は即門前町、古町なり。臨濟宗、正和中、佛國禪師の開法、大□□□和尚之を開く、俗傳、小松内府重盛の嫁日、妙雲尼の遺蹟と説くは詳ならず。

國志云、平相國清盛の家臣、筑後守平貞能か、宇都宮朝綱をたのみて當國に來りし事は、平家物語、また東鑑にみえたり、然れども、寛文六年緣起に、朝綱と姻姫の戚ありと記したるは非なり、また鎌倉殿の聞えをおそれて隱るゝと云もひがことなり、朝綱が後白川院の北面たりし時、源頼朝東國において旗をあぐる、是に依て本國へ

歸らんとすれども、平宗盛是を許さず、其時貞能執なして朝綱をかへせるなり、此恩に依て鎌倉へ訴へ、所領にかへ命にかへて、貞能法師をかくまふよし、東鑑にみえたり、されど妙雲尼公の事は物にみえず、是は按ふに、平宗系圖に重盛の次下に、女子、承元五年八月出家とあるを、妙雲尼ならんか、さらば重盛公の娘村君にはあらず、妹君なるべし、よく考ふべし。

湯本(ユモト)　下鹽原より、中、上の二村を經て、淺間窮窪、西南に廻り、二里にして湯本に達す。湯本は新古の二區に分れ、古湯(フルユ)は新湯本の西北一里許に在り、客舘十戸許。此より西に山脉を横斷すれば、高原、三依に入るべし。古湯は萬治年中、山谷崩裂して、舊温泉七源埋沒し、今は梶原の一泉を遺せど、往浴するも多からずと云ふ。
鑛泉志云、鹽原の新湯は、酸性泉、熱百六十七度、鹽原鑛泉中、地勢最高く、古町浴場より登る數十町、山上又山あり、即富士と云ふ、其西麓一町餘の地、土質硫黄を含み、總て灰白色を帶び、草木を生ぜず、其間所々空洞あり、熱泉を湧出す、樋を設けて各槽に導く。○鹽湯紀勝云、新湯本、又一山郵也、層樓沖霄、背倚逆嶺、温泉四、其二所、背硫黄山、烟氣薰蒸、若山麓有小孔如竈、硫氣熱騰、一條淺水來注之、化爲温湯、筧以導之浴槽、其温自適人。

鹽原山(シホバラ)　鹽原の四俸の總名なれど、特に北方なる小佐飛山の別名とするに似たり。而かも、佐飛山より鶏頂山(休火山なり)釈迦山へ連亘する一帶は、那須野と高原、鹽原の山谷を分界する者にして、或は高原山と總稱す。されば鹽原山、高原山(タカハラ)は互に相渉りて、同きこともありと知るべし。
小學下野志云、那須郡、鹽谷郡の中央にわだかまる一なれの高山を、總稱して高原山といふ、其中にて名あるものを大佐飛、小佐飛、白笹、鶏頂、月山、釋迦の諸嶽とす、中にも鶏頂山は最も高く、直立五千九百尺あり。○會津物語に、慶長五年七月、直江兼續、兵三萬を引率して、會津を出て、窃に鹽原に陣して、徳川公の至れるを待てりと云ふ。鹽原の狹谷に、三萬の兵を屯したりとするは、信じ難きも、徳川公の白河關を越ゆるを待ち、那須鹽原高原の諸山を踰えて、軍後を擾亂せんと計畫せしやも知れず、恰當の地形なればなり。

(高原山)

佐飛山(シャビ)　又蛇尾山に作り、鹽原山の北方の雄峰にして、大小の二に分つ、東を大、西を小、而て二峰の間の渓流は那珂蛇尾(シャビ)川にして、東南に下る。

高林(タカハヤシ)　今高林村と云ひ、木綿畑(キワタハタ)、百村、板室、細竹(ホソタケ)、箕輪等を合す、鹽谷の東北二里、大佐飛山の東麓にあたる、那須疏水は、細竹にて板室川を堰入る、明治十六年疏通す。

(細竹)

百村(モモ)　今高林へ合併せらる、百村の西北嶺は白笹山と稱し、那須連山の一峰なり。○維新史略云、戊辰役、閏四月二十一日、官軍依那須野、破東軍於[illegible]村、二十二日又破之於百村、追擊至板室、縱火聚落、退保大田原城。○百村は又百羅に作る、近年此地に石膏を採る者あり。

(百羅)

板室(イタムロ)　今高林村へ合併せらる、百村の北一里にして、那珂川の水源にあたり、此には板室川とも云ひ、其北なる大峠、三斗小屋の邊に發す。東南に下り、箒澤、寒井に至り黑川と相合す、長さ八里、板室の鑛泉は、擴澤の湯と稱し熱百零二度、浴亭の設備に備はるも、近時夏時には入浴者多し、三年小屋にも鹽類泉あり。
戊辰、閏四月十九日、官軍太田原に進入し、十六日、斥候を發して板室口を偵察せしむ、廿一日、東軍來り襲ふの報あり、官軍之を聞き、進みて鹽崎に至れど、東軍の斥候を捕獲す、廿二日、更に進みて油井村を攻め、東軍遂に板室に走る、官軍尚ほ進みて板室を攻む、東軍之を拒ぐに遑あらず、其將小笠原某戰て之に死す、其兵士死する者六十餘人、餘は皆逃走す、是に於て此方面の東軍、一時其蹤跡を絶てり。〔戊辰戰史〕

(板室川)

男鹿嶽(ナンガ)　那須山の一峰にして、白笹山の北西にあたり、州郡界を爲す。山中に一池あり、男鹿沼と呼ばれ、即那珂川の源泉と稱へらる、養池水下りて板室川と合し、是を那珂川の幹流と爲す。

三斗小屋(サンドゴヤ)　板室の北三里、那須嶽の西なる幽谷にして、大峠の下とす。即會津への直路にあたれば、間道險逸なれど、時に往來の行旅あり。大峠を踰えて、南會津郡野際村へ二里。戊辰の役に、閏四月、東軍此に據り、大田原城、白河城の動靜を察し、固守して八月下旬に至る其間、頗る官軍を苦惱せしめたり。○維新史料云、七月廿五日、會津勢三斗小屋口より押來り、那須郡所々放火、民家百二十一軒失致候、八月廿三日、官軍六小隊を以て、那須村の賊兵を打散し、那須岳を山越し、五里の險阻、辛くして糧道など傳へ、板室の方へ進撃候處、賊南北に亂れ逃去申候、板室より二里進擊、沼が原に野陣、廿四日、三斗小屋より進み、大峠に登候處、賊兵墻壁打捨而逃去申候。

那須嶽(ナス)　那須の原野の北なる活火山にして、其主峰は茶臼(チャウス)嶽とも呼ばる、形似の故に名づけられし也、標高一千九百十二米突、常に噴烟の上騰を望むべし。嶽陰の別峰を三本槍と名づく。那須嶽より西南鹽原山の間に、連嶺起伏し、白笹山、大倉山、男鹿山最著顯す。故に茶臼、白笹、大倉、男鹿の諸山を總稱して、那須山と爲すこともあり。近時の地誌に、那須火山脈の名を見ること多し、是れ我東北地方に在りて、大略、中央分水山脈と、其軌を一にする者にして、津軽海峽の恐山を北極とし、岩手、鳥海、磐梯、那須と相望み、是より更に西南に走り、高原、日光、白根、赤城、榛名の諸火山を起し、富士火山帶に連接す。○那須山には硫黄を採るべし、延喜式に、下野の例貢

品、一箇年二斗三升と稱せ、今も湯本の民、山中に明礬と共に之を採る。又安政紀元三年、下野國獻硫黄」と見え、雄黄は、硫黄と共に、硫化鉄の一種にして、亦火山の産物とす。之昔は那須郡の特産品なりしならん。〔雄黄は和名抄に石黄と異名し、黄色の顔料なり〕後の那須の殺生石と號するも、此顔料の青礬にも使用せらるるに因りて起りたる名稱なること明白とす。人見氏那須山湯泉記云、大凡那須之山有五峰、第一高者日茶臼嶽、常有黒點靄雲封擁、形如磨臼也、絶頂有八竈、名日八龍、謂假龍口、傍有二穴、形如臂、山北有小沼、其水湛々、大旱不減也、山腰有埒、長一町許、名日馬場、第二高者、日見沙門嶽、高形如多聞天獨立、其次横澤、其次木賊、其次大丸塚、是而已、皆名以形備假玄、大丸塚又有溫泉、治病尤妙、但山路險悪、稼若縋葛、多方而至、傍有鬼面山、其北有瀑布、飛流一丈許、皆熱湯也。

（湯本）

那須（ナス）

今那須村と云ふ、即大嶽の東南麓にして、上古夙に那須の湯と稱へられて世に知れたるは、此地の溫泉なり。一聚落を成して湯本と呼ばれ、黒磯停車場の西北四里、百村の東三里。正倉院文書、天平十年駿河國正税帳に「依病下、下野國那須湯、從四位下小野朝臣、上一日、從十二日」など見え、天平のそのかみにも、貴紳の遥々この湯治に下國せる様子、想像に餘りあり。今湯本は、民戸三十餘、其半數は客舍に供せられ、酸性泉、二源に出て、一は鹿湯と稱し、熱百七十二度、一は行人湯と稱し、熱百六十二度湧出頗盛なり。山中別に北湯と稱する地あり（湯本を去る二里）鹽原泉、熱百二十九度、北湯に隣接し大丸塚に酸性泉數源に出づ、又辨天岩湯あり、（湯本を去る一里）炭酸泉とぞ。那須湯は、近時鹽原の浴客四集に似ず、其往年に比すれば、稍衰替の色あるに似たり、何の理數に由るを知らず。

澤氏漫遊文章云、至越堀（コエホリ）、西折入村路、其路如線、十有八里、未嘗見行人、處々有墾田耳、不曾忽野熱、又有丁々響者、木草水確也、其村日様子、過村又曠野、野間時見寓言家、地名田白、墾田亦皆有、從此曠野、不知幾百里、唯西南一方、有那須山、其隣那須山者、日百蹄日箕七、是當最相連者已、已近那須、雪竜噴烟、寒氣砭人、稍入山逕、日亦西傾、黄昏達溫泉之村、々家五十餘區、臨溪高處連棟、其水有溫有冷、設槽於溪上、以待游浴者、扣扉求宿、飯畢乃浴新槽、硫黄之氣貫鼻、湯泉祠、神名嘸陀誤、那須郡湯泉祠也、祠有古物、那須宮齊金焼鎚一、鳴鏑一、殺溫泉上流、抵殺生石處、硫黄氣蒸蒸、岩石皆黄、踏之足心溶熱、相傳、野狐精託在石中、以崇久矣、俗謂之殺生石、遂有院本說話、後者日、一大磯石、爲野火所焼者、故近之彼毒、往々有死禽耳、余不知、溫泉之地、毒烈殺物、不獨那須爲然、土人欲買其說、乃云、山崩而石不復見、因埒其所、而其内入、則入者即死　人見氏那須山湯泉記云、那須郡有湯泉、其山後高如背、前低似腹、左右伸双腳如人箕踞、前湯湧於山腹、流入浴槽、槽底皆石一所、焦如火、足心觸其所、則爛破、槽凡六所、槽下爲上、是熱湯也、其中大槽、日御所湯、是冷湯也。

溫泉神社（ウンセンジンジヤ）　今那須村湯本の湯前明神是なり、延喜式、那須郡の官社と載す、之よりさき、清和紀「貞觀五年、授下野國從五位上勳五等溫泉神、從四位下」など見ゆれば、古來世に喧稱せられしも其あり、國誌云、溫泉神は社領二十石、神主室井氏、此溫泉は大中臣能宣の長歌に「那須の湯の、たぎるゆえをも、かまひつつ」とよみ、平家物語、那須餘一が扇の的射る條「別ては我國の神明、日光權現、宇都宮、那須の溫泉大明神、願くはあの扇の眞中射させ給へ」云々とあり（湯前とは溫泉の前口也）奥細道云、黒羽の舘代、淨法寺何かしの方に音信る、日なふるまいに、ひとひ郊外に逍遥して、犬追物の跡を一見し、那須の篠原をわけて、玉藻の前の古墳をとふ、夫より八幡宮に詣で、與一扇の的を射し時、別しては我國氏神正八幡とちかひしも、此神社にて侍ると聞ば、感應殊にしきりに覺えらる、修驗光明寺と云有、そこにまねかれて、行者堂をはいす、「夏山に足駄を拜む首途かな」

（殺生石）

殺生石（セッシヤウセキ）は溫泉のいづる山かげにあり、石の毒氣いまだほろびず、蜂蝶のたぐひ、眞砂の色の見えぬほどかさなり死す」とぶものは雲ばかりなり石の上」（管菰抄云、那須山に溫泉あり、故に此山を溫泉山と稱す、寺あり高湯山月山寺と云ふ、山上に羽黒權現を祭む、入精は其寺の鎮守なり）〔陸奥千鳥云、殺生石、此山間に崩れ残りたるを見るに、凡七尺四方、高さ四尺餘、色赤黒し、鳥獣虫行き觸り、度々死す、如毛時に至りては、行き逢ふ人も損す、然る故十間四方に圍みて、諸人不入、邊りの草木不育、毒氣いまだつよし、一あはれさや石を枕に夏の虫」〔由陰[illegible]書云、近衛院久壽年中、一夕宮中管絃之夜燭滅、時帝寵妃玉藻前、身放光、帝自此不豫、安部泰成、神祇考各卜之、日、玉藻前者狐也、于時玉藻化狐逃東國、因詔三浦介義明、千葉介常胤、上總介廣常、驅其狐下野國那須野、義明射殺之、爾後百年餘、狐靈爲石、世俗日殺生石、觸其石、則鳥獸人民皆死、時有僧大德者、欲止石怪、而不能焉、後深草帝寶治年中、詔僧源翁、源翁到石前、誦偈擊杖卑一下、石忽破碎、其夜一女子現、謝禮日、頼得淨戒生天、言記沒矣、〔神社考（林氏）云、余嘗見金相手話、武王討紂書、日、紂死時、妲己化爲九尾狐、飛上天、太公望持符咒之、狐乃降又見本鏡、日、欽明天皇時、漂宿之人（宣化、犬野郎大野）得一婦、生子、其家有犬、時々吠婦、一日得嚼、婦化爲野干、走去、其子多力善走、又延間、天文中、揖刃寒井氏、至大藏谷、得美女爲妻、生子、一日其開扇義、

夫自背後、而獨時日、鏡影見狐、妻即出爲狐鳴走去、其子長壯善語、世之志怪者、聞而悦之。

文安中に撰める下學集に「昔西域有班足王、其夫人惡虐過人、勸王取千人之首、其後出生支那國、爲周幽王后、其名曰褒姒、滅國惑人、死後出生于日本、近衞院御宇號玉藻前、傷人無極、後化成白狐、害人惟多、時俗欲驅之、先追走犬、以試其射騎、白狐知之、化而成石、飛翁走歟、當其殺氣者、莫不立斃、故謂之殺生石、于今在下野那須野原也、犬追者、始于茲矣、但聽之古老之口號、雖不知本説、且依之而已」云々。○萬治二年、人見氏那須山記、昔鳥羽帝時、侍女有玉藻、身出光、以照御座、公卿僉議曰、古記所謂、狐百年必爲美女、九尾持火、如是玉藻可爲變化、云々。

東省日録云、發板室、東行五六里、西北那須五峯、如排指、巖巖指天、東南荒野平林、蒼蒼千里、一川貫其間、煙雲映帶、如滅如沒、知爲那珂川矣、此地有所謂殺生石者、聞之土人、曰距此二十里、往年山崩、而石不復見、不邁而去。○野史云、天正十八年秋、豐公、移營于宇都宮、白川義親、遠猶出迎之國境、以謁、弗聽、責其後致城邑、予白川城於關一政、義親退居城内金野寺、〔故事考、漫錄〕一政使人謂曰、以故家居城下、恐生變、宜去之佗、昔爲良請、公諒不允、義親乃去居那須湯木、後潜往白川關川寺、住持得峯、懷往時、迎謂故舊、家人班目信濃、遠藤某等、皆慕其誼、攜酒來會者十餘人、置酒宴談、夜間與酬、或誇謂、天下如有變、則我雖微弱、爲隊長以當一面、酬多年之恩矣、嗚呼偉甚、有小峯者以還俗、仕一政、與得峯侍者狎昵、是夜皆來潛聞之、意切疑謀反者矣、以告一政、一政命悉捕之梟首、〔白川故事考引大平記〕義親終殁于湯本云。〔松窓漫錄〕

高久（タカク）

今那須村の管内とすれど、湯本の東南に離れ、黒磯塚の北、板室川を隔て相對す。高久より湯塚、小島、夕狩と次第し、黒川を渡り、奥州白河郡へ入るは、近世の官道にはあらざりしも、人馬の往來あり。明治十六年には、此を通して新道を改修したり。

夕狩（ユウガリ）

（小島）

今那須村の管内にして、高久の北三里、猶三里（黒川にて畑部界を踰え、小田倉を經て）白河驛に達す。○國志云、小田倉は、奥州白河の西南の方にて二里許、黒川の北岸なり、永禄三年庚申三月、會津の蘆名、白河の結城と合體し、小田倉に押寄せたり、是に依て上那須の大關右衞門佐高增、蘆野大和守資泰等、馳向て戰ひけるが、利を失て散々に敗軍す、云々。

（逃室）

夕狩の邊に逃室、閼室（ゲムロ）などの地名あり、又板室も遠からず、此那須野の室の地名につきて一説あり、固より信け難き言なれど、錄して異聞を廣む。

竹内直射日光山記云、國名所なる室の八島は、六帖、夫木に島部に入たり、袖中抄に「下野の野に島あり、俗室の八島といふ、室は所の名か、能因が坤元儀に見えたり」と、近きころ黒羽侯の記に「いにしへそれがしの親王、此國のまもりにて下りたまひしとき、氷室させたまひしとて、大野室、薄室、逃室、板室、數室、室の井、石室、杉室、ふ名の殘れる所もあるなり、又程ちかき山べに、磯上といふもあり、我ひとゝせ、那須の湯にのぼりて、四方をみおろせるに、菓木なわくろ野ちのあらしのおとなひて、大海原の沖つ渡うちよするおときゝなされたれば、誠にこの野に八所の室の名のこれるこそ、室の八しまとはいひけめ」と書れたる、げにさることゝこそ思はるれ。

餘笹川（ヨササ）

那須野の一溪にして、那須嶽の東南に發し、小島、湯塚の間を經て南に下り、稻澤に至り黒川に會し、即那珂川へ入る、長六里許。

黒田原（クロダハラ）

余笹川の南にして、今鐵道停車場あり、那須湯本の東南四里、近時の新聚なれど、那須の一熱泉（旭湯と稱し鹽類泉）を、埋筧に通じて將來し、此に浴場を開きたり。平蕪疎林、天高く野濶く、亦一幽趣ある境とす。

黒川（クロ）

那須野の一溪にして、那須嶽の東に發し、今本州本郡と、磐城國西白河郡との交界は、實に此一脉に限らる、流れて夕狩の東に至れば、交堺線は、溪脉と相離れ、水は折れて南に下り、蘆野驛の西方を過ぎ、伊王野村に至り、三藏川（サンザウ）、奈良川及び余笹川と會合し、西南に屈折し、遂に那珂川に歸す、長十里許。

豐原（トヨハラ）

今那須村の大字なれど、湯本の直西、凡四里、黒川の溪邊なる部落なり。近年鐵道之を過ぎ、停車場を置かるゝを以て稍世に知らる、舊名黒木とぞ。

鍋掛（ナベカケ）

今鍋掛村と云ひ、越堀、野間、寺子等を合したり。黒磯の東一里、板室川（那須川）の邊に在りて、近世の奥州路の小驛なりき。

元祿東遊行嚢抄云、箒川、かちわたりにて、洪水にも渡舟なし、那須川は、鍋掛宿に在り、常にはかち渡にす、水增さる時は舟なり、此川上に殺生石あり。

水谷家記云、慶長五年、上杉景勝御征伐の時に、佐竹右京大夫義宣、御發駕の御跡をうかゞひ、下館、結城を襲て、江戸に討入のきこえあるにより、水谷勝俊、鈞命をうけて、居城下館に守禦を設けんとするの處、義宣軍議を變じて、本領にうち出るのよしきこしめされ、皆川廣照とともに、御先をうけたまはりて、下野國鍋掛に陣し、義宣の兵に備ふ。○波山始末云、元治元年十一月二日、水戸脱走の人々、黒羽藩領分須賀川村より、川上村を過ぎ兩郷川原村に泊す、人數上下雜人共千人餘也、黒羽城を距る二里餘、翌日、鍋掛宿にて芦野町奉行應接の上、酒代として金三百兩を贈らる、此邊に恰も八州取締役、江戸より出張し居りたるが、武田勢の來るを見て、皆逃げ去る。

越堀（コエボリ）

今鍋掛村の大字とすれど、鍋掛宿の北、板室川を隔

(佐渡戸)

てたる部落にして、近世は一驛亭に數へられしも、今は全く廢驛なり。越堀に接して松渡戸てふ地名ありて、數戸の民家あり。東鑑云、文治五年七月廿六日、令立宇都宮給、廿八日、着新渡戸驛、廿九日越白河關と見ゆる新渡戸も、其路次より推せば、松渡戸の邊にあたる、猶考ふべし。

十符菅薦云、越堀に至る、那須野のかたへなる驛にて、家居などもむつかしげなるが多し、「武夫の矢並つくろふ小手の上に、霰たばしる那須の篠原」てふ、鎌倉右大臣の歌は、世の中治りて、武士も暇あるまゝに、遊獵に出でたるよしの言の葉なるを、松平定信少將、これによりて「こての上にふりし世知らでおつぶすま、かされて夜半の霰をぞきく」とよまれしは、霰たばしるを、戰場にての事と認られたる、さしもの少將、いたくあやまられけり。

寺子（テラコ）　今鍋掛村の大字とす、越堀と蘆野の間にして、余笹川の邊に在り。

　狩人の弓末ふりたてちかへとも笠はた見えぬ那須の高萱、[夫木]

黒川郷（クロカハ）　和名抄、那須郡黒川郷。○文延喜式に見えて古驛なり、石上と雄野(陸奥白河郡)の間にて今も寺子と蘆野の間に、黒川右名攻てふ部落ありて、即黒川の漫流の東岸に居る。されば、黒川郷とは、今の鍋掛村、蘆野町、及び那須村へ渉れる總名なりけん。

和名抄郡郷考云、黒川は、式に驛馬十匹と載せ、與佐々川、瀧澤村、黒川に土橋あり、長十間餘、黒川新田と云民家あり、黒川より東は蘆野領、西は黒羽領なり。○隨筆紀行云、越堀以北、山谷崎嶇、呼爲三十三彎、是上有石、業昔往步、渡黒川橋、嶺嶺平山頂、有小亭、稜御信、進水塊、亭面東南、牢籠起伏、東路所管、歷々在目、余呼驛吏、指點問名、已而擧杯一笑、下坂、渡余良川、西則矢声野、蘆驛也、自山傍淺、茅英津々、関亦私舊富場、館人持毫乞字、余戯題一絶目、聖蓮程磯粉、青山到處有紅葉、巖寓實況也。

横岡（ヨコヲカ）　今黒川と共に、蘆野町の管内に屬す。○新古今集陸奥國誌引宗祇紀行云、黒川と云ふ河を見侍れば、中川にては少しのどかなるに、落合たる谷水に、紅葉流れなせき、青苔道をとぢ、名もしらぬ鳥など、聲ものかき程に、世のうきよりはと思ふのみぞ、などさむ心地し侍るに、程なく横岡といふ處に至る。

(二十三坂)

白城堡、自越堀、至蘆野、此間曠原數十里、絶不見民居、一路高低、登頓上下、蓋有二十三坂云、

　人烟寂寞野營閑、望斷黄茅白草間、行盡二十三坂路、馬頭初見奧州山、　磐溪

蘆野（アシノ）　今蘆野町と云ひ、人口三千、那須野東北偏の名邑にして、黒田原停車場の東三里。其野水を奈良川と云ひ、南に下りて、三蔵川と共に黒川へ入る。○蘆野は、近世奥州官道の衝にあたり、鍋掛より三里、白河へ五里、那須七騎の一なる蘆野氏、三千石の陣屋ありし地なり。其家は、那須資一宗資隆、六代の孫、加賀守資忠の三男、日向守資方の後孫とす。或、奈良川の驛中を流るるにつけて、奈良別命の裔孫と說くは、近年の附會なり。

(奈良川)

圖書日乘云、蘆野驛中に古城址あり、相傳ふ、曾城入彥命の四世の孫、奈良別命、那須國造たりしより、子孫相嗣て此に住す、即蘆野氏是也、其後四郎大夫某に至り、那須資忠の女子、資方を養て家を嗣がしむ、當時國造の世を去ること已に遠く、那須族の勢盛なるを以て、遂に交親すとつたへたり。

　同日奉吉公營繁之後、石田治部少輔三成、佐竹義宣、下野多賀谷大夫等之諸將、皆と同心仕り、謀揭旗劍、那須資晴、江戸へ人質遣候由、早翻謀心、或懸首、下野國一圓、可進候、若於御違變者、佐竹之人々示合、一時可被寄候、其趣此言達候、惡可有當否、併奉候、恐々謹言、

　　八月廿一日　　　　景勝判

　　　蘆野五郎左衛門殿[古簡雜纂]

蘆野は、古の黒川驛に代れるものにして、中世以來其名あり。驛の北に、朽木の柳、又遊行柳として、謠曲の藏に見ゆる名所あり。されど國誌に、鏡石の里と、稻荷の間に、朽木の柳の事を載す、疑惑あり。又氏郷紀行「下野の國に到りぬ、いと清く流るゝ川の上に、柳の有けるを、いかにと尋侍るに、これなん遊行の上人に、道しるべせし柳よ、といふを聞きて、げにや昔古今に、道のべに清水流るゝ柳陰」と侍りしを思ひ出で、

　今もまだ流れはおなじ柳陰
　　　行きまひなば道しるべせよ、

とうち眺めて行けるほどに、こゝは那須野の原といふ所なりければ、餘りに人氣もなく物さびしかりつるまゝ、ふと思ひつられて、

　世中に我は何なか那須の原
　　　なすわざもなく年やへぬべき」

此紀行は、僞書とも云へば、引くも無益ならん。○奥の細道云、清水ながるゝの柳は、蘆野の里にありて、田の畔に殘る、此所の郡守、戸部某の、此の柳見せばやと、折々にのたまひ聞え玉ふを、いづくの程にやと思ひしを、今日此柳のかげにこそ立より侍りつれ、

　田一枚植て立去る柳かな。

元祿行嚢抄云、蘆野驛、遊行柳に並びて、鏡山あり、山の上に、鏡梃と唱ふる名木あり、猶當代實長ならん。○國志云、蘆野驛より、陸奥の白川にいたる街道の西、二町許入りて古柳あり、朽木柳、又道の邊の柳ともいひ道のへの清水も同所なり、此柳のある邊、即古き道筋な

り、新古今「道のべに清水ながるゝ柳かげしばしとてこそ立とまりけれ」西行物語上巻に「清水流るゝ柳かげに旅人の休むさまをかきたる所あり」とはし詞あり、しかればもと此地の歌にはあらず、また遊行柳といふことは、謠曲にあれば、人もしりたることながら、初代の遊行上人にはあらず、藤澤智寶[illegible]書に、文明三辛卯年、遊行十九世、尊皓上人、當野修行ありけるに、朽木の柳の精、老翁と化し、上人の前に來り、札を受て十念を授かりし時の歌に、

　草も木も漏らさぬ御法の聲きけば朽はてぬべき後もたのもし、と上人かへし、

　おもひきや我法の會にくる人は柳の髮のあとたれむとは、と吟じ畢て、柳の陰にかくれぬとなん、云々

寄居(ヨリヰ)（神明）　[illegible]村の北二里餘、奈良川の水源にあたる地にて小部落を成す。[illegible]中の紀行、あづまめぐりにも見えて、寄居、明神(山中)白坂を經て、白河城下に達したり。明神とは、境明神の在る所にて、[illegible]界の標木を[illegible]、南北に同名の小祠二あり。

戊辰の役、薩長の別軍、及び大垣、忍の兵は、閏四月初旬、白河口に向ひ、未だ達せず、時に仙臺、二本松等の兵、官軍に敵し白河城を守る、閏四月二十日、東軍白河城を陷るゝ、仙臺、二本松皆尋く、廿四日、官軍蘆野に進し、廿五日進みて白坂を踰え、稻荷原に至る、此境白河城を距る一里許、東軍堡壘を築き之を守る、薩長垣の兵之を攻撃、拂曉より日中に至るも克つ能はず、而して東軍山上に充滿し、一隊右翼を繞て背後を襲ふ、官軍大に敗れ、白坂に退き、又蘆野に退く、参謀伊地知正治、宇都宮に在り、敗報を聞き、使を馳せて日光屯守の土州兵垣退助に言はしめて曰く、願くば貴藩兵を分ち、以て宇都宮の守衛に充てよと、而して伊地知まづ兵を率ゐて白河を攻め、尋て板垣亦白河に向ひ、遂に五月朔日を以て官軍白河城を復す。

大野郷(オホノ)　和名抄、那須郡大野郷。○今詳ならず、伊王野にあたる歟とも云へり、大野と其音相近し轉訛する所あるに似たり。此説に從へば、伊王野、兩郷の二村に[illegible]、黑川郷の東南に[illegible]、常陸國界なる八溝山の下とす。

伊王野(イワウノ)　又育王野、盤王野(イワウノ)、庵野(イホノ)に作り、蘆野の南二里、寒井の東北二里、奈良川と三藏川の交會の邊とす、即那須七騎の一なる伊王野氏の舊邑なり。〈元祿の行囊抄、庵野につくる〉

（育王野）（庵野）

[illegible]伊王野氏、[illegible]、王野次郎左衛門尉と云ひ、[illegible]、下總守資信に至り、[illegible]出仕し、一千七百石を領せしが、其後[illegible]、寛文十年の事也、[illegible]、慶長五年、[illegible]五月、伊王野資信[illegible]宮、[illegible]大田原[illegible]、伊王野[illegible]、[illegible]大田原之境地[illegible]

成しなり、もとは西山にありて、今の釋迦堂山其舊地なり、文永年中、那須與一宗隆の嫡孫、肥前守光資の舍弟、大郎左衛門尉資[illegible]、はじめて當所を領する刻、當寺を新町の地にうつす、然るを資永より廿一代の末孫、肥後守[illegible]の時に至り、寛永十年秋、當寺を上町にうつして、其跡を城郭とす、此時の住僧宥[illegible]、深く憤りて城主を咒咀す、是に依て伊王野家終に斷絶、寛永十一年の冬、再び故地新町にうつさる、專稱寺は開山遊行二祖他阿上人にて時宗なり、はしめ城北にあり、今の道場郭と云は其跡なりとぞ、寛永年中、下町にうつす、本尊紫磨金色像一光三尊の如來にて、後背に「文永十年癸酉十月吉日、願主伊王野次郎左衛門尉藤原資永、佛師藤原光高」と彫付たり。〔國志〕

唐木田(カラキダ)　今伊王野村の管内にて、蘆野に至る間の部落をいふ、[illegible]、持統紀、元年三月、[illegible]國の投化人十四人を、下毛野國に居ゑて、田宅を與へて業に安せしむ、今那須郡芦野郷と、伊王野邑との間に、唐木田村と云所あるにて、昔へは[illegible]と書し、[illegible]云々。

三澤(ミサハ)　今伊王野村の管内なれど、北に離るること二里、三(サン)[illegible]川の谷中に[illegible]、[illegible]國境の分水界を踰ゆるに、[illegible]路あり、一は北に[illegible]日白河郡棚倉に至る三里、一は東北に進み[illegible]川郡[illegible]に至る五里。

稻澤(イナサハ)　今伊王野村の管内なれど、西南一里半を隔て、黑川、[illegible]川の[illegible]、寒井と板室川を[illegible]、[illegible]田、石上、湯津上より稻澤を經て、黑川白河に向ふ[illegible]。文明十八年廻國雜記云、[illegible]の里をすぎて、朽木の柳といへる古き跡に到る、古への柳は朽果て、その跡に植ゑつぎたるさへ、又古木に朽て[illegible]、

　[illegible]の邊の朽木の柳いとたえ[illegible]の衣にみどりをそ殘る、

是よりいな澤の里、黑川、よさゝ川など打過ぎて、白河

二所の關に至り、云々。〇那須系圖、資王野資永の諸弟に、荏原の[illegible]郎[illegible]、味岡の四郎[illegible]、稲澤の五郎資[illegible]家等あり。

兩郷（リヤウガウ）　今[illegible]村を云ふ、[illegible]の河原、芋[illegible]、寺宿、大[illegible]、川田等を兼併す、伊王野の東北に隣り、直に八溝山の麓に居る。

（八溝山）八溝山は、那須、白川、久慈三郡に跨り、山勢南北に連[illegible]し、其高[illegible]千[illegible]十五[illegible]、[illegible]せらる。其山神は主に常陸國より祭らるるを以て、通じて常陸の名山とすれど、山背大半は全く那須郡の所管とす。

（高尾神社）國誌云、[illegible]、高尾温泉神社は、社領五十石、黒羽侯より寄附、祭神は高靇命なりと云ひ、又那須[illegible]の[illegible]神を勸請せりともいふ、黒羽城の鬼門にあたり、一里を隔つ、什寶に元暦中、那須餘一奉納せりといつたふる[illegible]あり、武茂系圖に、武茂の二代、[illegible]の庶子、[illegible]泰は高尾社務と爲ると云ふ。〇那須系圖に、餘一宗隆の

（芋淵）舍兄に、森田太郎光隆、佐久山次郎泰隆、芋淵三郎幹隆、福原四郎久隆等の名あり、芋淵（イモフチ）は今兩郷の字のこれ、又宗隆の四世孫に河田六郎資成と云ふ人あり、川田の地名のこる。

黒羽（クロバネ）　今黒羽町、人口五千五百、伊王野の南[illegible]里半、大田原の東三里、那珂川の東岸に在り、其西岸の白旗、向町は、近年別立して川西町と改む。

（黒羽城趾）黒羽は、近世、大關氏一萬八千石の城邑にして、那須七家の稱首に推されたり。〇國誌云、太田原備前守丹治資清入道永存の長男高増は、大關彌五郎増次滅亡に依て其家督を相續し、大關右衛門佐と號す、後入道安碩と云ふ、天正年中の人なり、其先は、武蔵國丹黨より出て、丹治宗人の姓なり、[illegible]那須家の羽翼にして、武功の家筋なり、但し大關氏はもと平姓にて、常陸國小栗御厨庄大關郷より出たり[illegible]、大關増次、大田原資清と相争ひ、天文十一年、資清、増次を黒羽に[illegible]、[illegible]澤に敗走、[illegible]、[illegible]和し、資清の子高増を以て[illegible]とす、高増[illegible]、天正四年、更に黒羽に[illegible]く、[illegible]。

方田郷（カタダ）　和名抄、那須郡方田郷、今黒羽町にあたり[illegible]片田[illegible]、[illegible]大[illegible]郷の南にして、西は那珂川を以て那須、石上の兩郷と相隔て、東は山田郷に至る。〇那須系圖に、餘一宗高の諸兄に「澤村七郎滿隆、[illegible]田八郎[illegible]隆、[illegible]」など見ゆる[illegible]田、即片田に同し。

大久保（オホクボ）　今黒羽町の[illegible]内なれども、市街の南[illegible]里[illegible]に[illegible]武茂常陸介泰宗の舍弟、（左近將監泰宗の子）大久保五郎左衛門尉[illegible]は[illegible]、保郷を[illegible]し、子孫[illegible]に移り[illegible]す」と云ふは是なり、三河國額田郡上和田を參考すべし。

（山田城趾）[illegible]大久保に近接して、山田（ヤマダ）と云ふ地あり、那須[illegible]れる所ならん、三輪城址參考すべし。那須記に「大膳大夫資親は、女子[illegible]人ありて、[illegible]男子[illegible]依て白川の結城[illegible]の三男[illegible]けり、[illegible]八年、男子[illegible]、山田次[illegible]、六歳に[illegible]けるこれ、資親[illegible]かに大田原[illegible]、資永をうしなひて、資[illegible]に[illegible]と謀る、是に依て出雲守より大關、伊王野、[illegible]等を[illegible]し、[illegible]餘騎にて、福原の城へ押寄けるに、資永[illegible]心の郎等、關十郎義明、[illegible]に福原の城を拔出て、山田の城に忍入り乳母が抱たる資[illegible]、[illegible]永大に歎びて、矢倉に[illegible]て[illegible]、[illegible]手の中へ投出して、[illegible]て死したり、是に於て那須家の正脈は絶斷す」云々とあり。

須佐木（スサキ）　今須賀川村へ合せらるれど、一嶺を隔てて其西北に在り、黒羽の[illegible]三里、[illegible]あたり、馬頭町へも三里半をへだつ。

（東山）**雲巖寺**（ウンガンジ）　[illegible]在り、[illegible]宗[illegible]、境内山林、左右二里、奥へ八溝まで三里を掩有すと稱した[illegible]なりと云ひ、其衆今宮内省の保護する所と爲りたれど、其[illegible]子[illegible]云ふ[illegible]

[illegible]

[illegible]寺開山也」と啟するも、皇子と云はず。紹運錄、五山記[illegible]

[illegible]雲巖寺[illegible]記云、下野國[illegible]

字、大治年中、御變元和僞開基、元和僞、保延元年乙卯寂、其已後中絶、諸宗雜居、由伏學庵住居年久、彼學庵本[illegible]傳圓、終執弟子之禮、以此由爲法庵、其後爲宇多院御宇弘安六年癸未、鎌倉平時宗相模、[illegible]爲禪林、自初更元開基、至此凡百四十九年也、佛國示寂正和五年、今到寶暦八年、三百六十九年也。○佛國禪師歌集に、見解のありける僧に示し給ひける、

折えても心ゆるすな山[illegible]

〔新續古今〕

又、那須の山中に、庵を結びてすみ給ひける、

我だにもせばしと思ふ[illegible]の白雲、〔風雅集〕

風雅集、雜下に、「[illegible]下野の那須に下り侍りし[illegible]山の花をも見るべき[illegible]に入滅し侍りにければ[illegible]る、僧相、

さく花の春を[illegible]のとゞまらぬ世に」などともみえたり。

手向川は、[illegible]八溝山より出て、[illegible]其歌に「むすびあぐる[illegible]僧佛のため

日細道云、雲巖寺のおくに、[illegible]近邊の[illegible]當石室[illegible]跡あり、「竪横の五尺にたらぬ草の庵、むすぶもくやし雨なかりせば」と、松の炭して岩に書付侍りと、[illegible]其跡見んと、雲岸寺に杖を曳ば、[illegible]さそひ、若き人多く、道のほど打さわぎて、おぼえず彼麓に至る、山はおくあるけしきにて、谷道遥に松杉黑く

[illegible]著したりて、卯月の天今猶寒し、十景盡る所、橋をわたつて山門に入、さて[illegible]の山に[illegible]り、妙禪師の死關、法雲法師の石室をみるがごとし、

木啄も庵はやぶらず夏木立

[illegible]

川上

今[illegible]年十月[illegible]元治元年十月下旬、水戸[illegible][illegible]大子[illegible]、空舍[illegible]、羽[illegible]、小[illegible]

須賀川

今須賀川村と云ふ、須佐木の東南一里、小頃[illegible]、常陸久慈郡へ入しり。即押[illegible]川、溫泉の[illegible]八溝山の[illegible]

武茂川

山田[illegible]、[illegible]の名産地にて、延喜[illegible]

山田郷

和名抄、那須郡山田郷。○今大山田村、及字[illegible]佐木[illegible]、那須郡の[illegible]下野[illegible]、宇都宮[illegible]山田[illegible]佐[illegible]したる事なく、貞能の子孫は、山田を在名とすと云ふ、されど鹽谷郡にも山田あり、又[illegible]内[illegible]山田[illegible]內に[illegible]山田[illegible]

大山田

今大山田村と云ふ、須佐木と[illegible]町の間にし、[illegible]山田と相分れて、大字[illegible]、[illegible]大山田[illegible]、[illegible]は大山田[illegible]、[illegible]、又常陸の久慈[illegible]、[illegible]まで、大山田[illegible]し、江戸に[illegible]

武茂郷

[illegible]和名抄、那須郡武茂郷。[illegible]調むべし、即今[illegible]、大内[illegible]にあたれ、山田郷、[illegible]

[illegible]武茂[illegible]の[illegible]

健武山神社

[illegible]もと呼び、弘[illegible]、[illegible]、[illegible]にして

[illegible]高[illegible]といひ、又古書に[illegible]宮址にて、[illegible]
採りたる處なるべし、今に[illegible]の山谷に、[illegible]
往々[illegible]を殘る者あり。
[illegible]、[illegible]、[illegible]

(部武) 從五位下、此神坐採砂金之山と見ゆれば、和名抄、茂武は倒語に似たり、今武部村に其社あり武茂庄内とす、祭神は倭武尊ならん、倭武尊のために、武部の御名代を立てられしこと、古史に明白なり。○神祇志料云、健武山神、今武部山に在り、近地に金洗澤の名猶在るは、即沙金を採し處ぞ、按、健武は續後紀に武茂に作り、和名鈔

(武茂) 茂武、八槻社古文書茂武、又は武茂に作る、土人之をモモとよむ。(國誌云、當國にて古黄金の出し處は、那須の武茂山にて、常陸境に近し、今も猶金洗澤と云ふ地あり、

(金洗澤) 其名ごりなるべし、八雲抄に「那須のゆりかね」と見ゆるは、淘黄金なり。

あふこゝは那須のゆりかねいつまでかくだけて戀に沈みはつべき、〔歌枕名寄〕　中務卿親王

和見

今馬頭町の大字にして、市街の北方、健武山に近接す。此地の都山と呼ばるゝ丘陵に、横穴あり、方俗唐御所と呼び、山腹を穿ちて數室を造る。和見の西南大字小口にも、十餘の横穴あり、小邱の半腹斷崖を成せる所に造られたり、共に太古の遺跡なるが、實は居室にや、又葬窟にや。

馬頭

今馬頭町と云ひ、人口五千、健武、和見、矢又等を合併す。太田原の東南五里、那珂川左岸、即武茂庄の大邑なり。

國志云、馬頭とは武茂庄内にて、馬頭觀音の寺字あればなり、其寺は十輪寺馬頭院と稱し、上田十石、眞言宗、本尊は武茂常陸[illegible]、永仁年中の草創といふ、又乾德寺あり、曹洞宗、上田十石、本尊は武茂兵部大輔[illegible]の子、其父[illegible]のために建立とぞ。

武茂城址

[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
名字と爲る)など見ゆるは、皆武茂の裔孫なり、氏族の孫持綱は、宇都宮の家督を嗣ぎ、下野守と爲る、後持綱の曾孫、正綱の三男、兼綱は再出でて、武茂の家名を立つ、兵衛尉兼綱の曾孫、彌五郎方綱は、佐竹家に屬し退轉す。○一書に、武茂城は、天正十八年、太田五郎左衛門へ賜ると見えたり、是は佐竹氏の被官、太田資正(三樂)の末子景資の事ならん、されば慶長五年、佐竹氏轉封の時、武茂も廢址となれるを知るべし。

大内

(子鳥) 今大内村と云ふ、馬頭町の東なる山間に在りて、其高項尺丈山は、常陸の久慈、那珂二郡へ跨がり、八溝山脉の一峰なり。尺丈嶽の西南に連なりて、鳥子山あり。(常陸那珂郡に詳説す、鷲子にも作る、)武茂黨の家名にも鳥子あり。

久那瀬

(松野) 今北向田、松野、富山等と相合せ武茂村と云ふ、馬頭町の西にして、直に那珂川に縁れる部落とす。其松野は横田系圖に、賴業の三男、讃岐守義業は、松野郷を領し、其子は松野右京亮篤業と呼ばる、云々。又大關家譜に、大關家清は、正平中、足利家より松野、大桶を賜ると載す。

興野

今七合村の大字なれど、直に松野の南に隣る、那須記に、興野義巣とて、下那須の旗下の士あり。○産業事[illegible]に、[illegible]中、[illegible]、[illegible]、京都に赴き、[illegible]の法を傳習し來り、鳥山の織戸之に因りて起れる始末を載す。今鳥山に綸紗綾、絹川織、(黑繻子)兜羅綿等の織物の出づるは、皆其遺業と謂ふべし。

三和郷

和名抄、那須郡三和郷。○今那珂村是なり、武茂郷の西、那珂川を隔て、石上郷の南、[illegible]

[illegible]
(輪三)
[illegible]
[illegible]二年の事、[illegible]官
[illegible]川城址に合考)箕輪は盖三輪[illegible]
[illegible]にや。されば、仙臺留守文書
[illegible]、建武三年四五兩月、於下野國那須城戰功　云々、また相馬文書、六郎左衛門尉胤平、同時(延元元年五月)の那須城といふに合勘し、彼我對敵の古蹟相符す、三輪の那須城たること疑なし。

三和神社

今那珂村大字三輪に在り、式内那須郡の官社なり。續後紀、承和五年九月、下野國那須郡三和神、預之官社と始見し、三代實錄、元慶四年、仁和元年等、授位の事あり。○國志云、三輪庄三輪村の三和明神は、別當を明寶寺といひ、當山派の修驗小森氏なり。

那須城址

今那珂村の三輪の祠邊にあるか、即上那須の居城にて、餘一宗隆以來、嫡流につたはり、美濃守資之に至り、永享年中、下庄烏山は舍弟越後守資重に分割したれど、三輪城は其子遠江守氏資に傳へたり、之を那須大膳大夫の家とす、永正十三年に至り、上那須の正統絕ゆ。○國志云、那須城址は、三輪郷に在り、那須權守藤原資家、始て之を築く、天治二年乙巳なり、資家は御堂關白道長の曾孫、(長家の孫)にて、下野へ下向し、那須郡に居り、子孫須藤氏と稱す、資家七代の孫、宗隆に十一人の男子あり、壽永の亂に、十兒は皆平氏に屬したるに、[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]司と見えたるも光資なり、光資の六代孫資氏に至り、長子資之は上庄、次男資重は下庄を分領す、
[illegible]元元年六月、[illegible]六郎[illegible]中、[illegible]

（前略）四月廿四日、御下向之由、承及候之間、宇都宮鶴參候、同五月一日、足利爲因[illegible]、馳向、[illegible]追落畢、同月八日、那須城、自搦手押寄、[illegible]合戰之間下[illegible]追落、致合戰忠節之條、同十日、[illegible]射[illegible]候訖。

野史云、那須宗資、字與市、從源義經于八島、射扇[illegible]、名著于世、賞賜丹波五箇莊、信州角足莊、若狹東宮[illegible]、武州太田莊、備中[illegible]莊等[illegible]、[illegible]命、宗隆[illegible]後南宅、[illegible]兒之[illegible]、更名[illegible]、[illegible]書、藩翰譜」資之九世資[illegible]、[illegible]舊鎌倉沙汰所、「白河故事考引那須記」資氏子[illegible]之、資之[illegible]、[illegible]上那須[illegible]、[illegible]那須記」大[illegible]那須[illegible]、[illegible]山田[illegible]、[illegible]大田原胤清、[illegible]、[illegible]山、[illegible]、伊王野、[illegible]、[illegible]河田等[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]佐久山、[illegible]、[illegible]、[illegible]閣[illegible]時[illegible]、[illegible]、[illegible]接于白河、[illegible]、[illegible]以[illegible]川、永正十一年八月、[illegible]、[illegible]望見、[illegible]入[illegible]、[illegible]、[illegible]雨、[illegible]六人、[illegible]山田[illegible]、[illegible]婦女、[illegible]、[illegible]、[illegible]日也」[illegible]、[illegible]、小[illegible]、[illegible]

翰譜」若[illegible]、與岩城常隆、欲復資永仇、永正十七年八月、自[illegible]兵五百、常隆兵二千陣于岩下嶺、顕[illegible]白西面、常隆自南、[illegible]、攻山田城、[illegible]房在[illegible]、[illegible]、[illegible]兵五百、出陣于[illegible]、[illegible]常隆[illegible]、[illegible]、佐貫三郎[illegible]五百、當山田城、共[illegible]九百餘、[illegible]、縫大手佐[illegible]、[illegible]、白川[illegible]、[illegible]、法[illegible]川、追擊[illegible]八十三、[illegible]、[illegible]、佐[illegible]、[illegible]自山田城、[illegible]、門、[illegible]（[illegible]故事考引那須記[illegible]兵一千餘、[illegible]白川[illegible]百餘、[illegible]、小田、宇都宮步[illegible]二千[illegible]、[illegible]白川、[illegible]小田[illegible]、[illegible]、[illegible]、攻[illegible]山、[illegible]小山宇都宮[illegible]、次[illegible]、[illegible]三千、攻川[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]之、[illegible]。

恩田（オンダ）　今那珂村の大字にして、三輪と相接す、那須系譜に「餘一宗隆死、嫡子頼資幼少、舍兄資之續家督、以頼資[illegible]、[illegible]、[illegible]」[illegible]、[illegible]、[illegible]。

小川（ヲガハ）　今三輪、恩田、片平、吉田、高岡等と相合せ、那珂村と改む。那珂川の西岸にして、箒川は此にて那珂川へ入る。馬頭より（一里半）大田原（三里半）への通路にあたる。

淨法寺（ジヤウホフヂ）　今那珂村の大字にして、小川の西、福原との間なり。○那須記云、永正十三年、那須の正脈斷絶に依て烏山の資房、上下の莊を合て惣領と成、那須修理大夫と名乘、十七年八月、白川の結城彈正少弼義永、我子資永か修羅の鬱憤を晴さんと、岩城下總守常隆の與力をたのみ、一千五百餘騎駈催し、上那須の淨法寺縄つるしと云ふ原へ押寄せたり、那須方も兼て期したる事なれば、資房父子、其長門守[illegible]、[illegible]田兵衛高貞、大關新左衛門[illegible]、[illegible]出雲守[illegible]、[illegible]野[illegible]守[illegible]義、小口若狹守重[illegible]、千本常陸介資俊、[illegible]井駿河守[illegible]、[illegible]左衛門資[illegible]、[illegible]、[illegible]。

大笥郷（オホケ）（大桶）　和名抄、那須郡大笥郷。○今七合村是なり、三和郷の南にして、大字大桶存す、東は那珂[illegible]、[illegible]、[illegible]、大桶の二村を賜れる由見えたり。○桶は小笥、もしくは[illegible]、[illegible]。

中山（ナカヤマ）（瀧田）　今大桶、瀧田等相合せ、七合村の稱を立つ、那須系圖に、餘一の舍兄、瀧田六郎資[illegible]、之に住せしなら[illegible]、烏山の北一里餘。

[illegible]、[illegible]下野國中山村[illegible]、[illegible]、[illegible]件、

[illegible]二年[illegible]十[illegible]

鎌倉寺領の中山とは何地にや、[illegible]くと云ふのみ。

熊田郷（クマダ） [illegible]、那須[illegible]、今下江川村[illegible]る三和[illegible]の西[illegible]、[illegible]して、江川の渓谷なり。熊田[illegible]大字[illegible]其下[illegible]る。

江川（エガハ）の上村は、[illegible]倉之[illegible]谷部[illegible]、其[illegible]は荒佐久山の西南なる野水[illegible]ど、[illegible]の分流を容れ、烏山の西南に至り、那珂川に歸す、長八里許。

（江川）

志鳥（シドリ） 今川井、熊田、大和久、藤田、[illegible]と相合せ、下江川村に改稱す。志鳥[illegible]、[illegible]の訛なるべし、其例都賀郡にあり。

川井（カハヰ） 今下江川村の大字とす。○那須記に「大永元年辛巳十一月、岩城常[illegible]、白[illegible]永は、宇都宮俊綱の加勢なためのみ、其勢都合[illegible]て攻[illegible]、那須の出張、河合出雲守安則を攻[illegible]して、これより烏山に向はんと、まづ河合の城を十[illegible]重[illegible]取圍みけり」云々。又下野國誌に指す古河世[illegible]二年八月、成氏討那須越後守資持、指揮茂木、[illegible]田、向田、[illegible]井等[illegible]、依為[illegible]也」とのす。

谷倉郷（ダニクラ） 和名抄、那須郡谷倉郷。[illegible]谷倉はタニクラとよむべき[illegible]たり されど後世其名をさかす。或は、谷倉にて、ヤハクラとよみ[illegible]と云ふ、今黒羽町の管内に矢倉あれ[illegible]、[illegible]の矢[illegible]田[illegible]あり。更に接ふにダニクラとよみて、今の田野倉は[illegible]、然らば[illegible]田郷の西にして、芳賀郡に[illegible]る地[illegible]、[illegible]くはならん。

田野倉（ダノクラ） 今高瀬、上黒、[illegible]山、八[illegible]代、曲田等と相合して、荒川村と改む。荒川、此地を[illegible]し、那珂川に歸すれば也。

高瀬（タカセ） 今荒川村の大字とす。○新編常陸国志補云、永禄九年八月、佐竹[illegible]の将[illegible]、那須[illegible]を攻んとして、兵を出し、先[illegible]田[illegible]を圍み、城兵[illegible]て烏山城に[illegible]る、[illegible]田城亦[illegible]て[illegible]る、[illegible]、宇都宮、上那須の兵之に應し、攻て千本、茂木二城を抜く、高瀬城亦[illegible]、[illegible]を以て、[illegible]ひ兵を[illegible]る、[illegible]に、陸[illegible]乱の[illegible]由を[illegible]、那須記、[illegible]

鴻野山（コウノヤマ） 今荒川村に改め、烏山の[illegible]にして、[illegible]逆川の東南一里[illegible]、[illegible]る低山腹の上に在り、小[illegible]に[illegible]、末は小貝川[illegible]る。

荒川（アラ） 鬼怒川の[illegible]、那須[illegible]を分界する低山脈の中に在る[illegible]、[illegible]は一[illegible]の野水なり、其本源に二派あり共に[illegible]谷郡に[illegible]し、[illegible]、[illegible]根山の陽に發し、内川、王生川と云ふ、東南に下り、[illegible]逆川[illegible]に至り相合す、長十二里。

森田（モリタ） 今高野山、田野倉等と相合せ、荒川村と云へど、[illegible]離れ、荒川の東岸に在り、烏山の西一里、近世大田原氏の[illegible]、千[illegible]百石の[illegible]此に在り、さ[illegible]森田は、宇都宮[illegible]記中[illegible]、古き村里也、向田を参考せよ、下那須[illegible]の[illegible]名にも[illegible]。

向田（ムカダ） 今向田村[illegible]、[illegible]長、[illegible]を合す、一書に、[illegible]、荒川、江川の二流[illegible]、烏山[illegible]森田の間なり、[illegible]谷と[illegible]む。宇都宮[illegible]記、[illegible]五年、[illegible]報義、[illegible]下、[illegible]寳等、[illegible]行、被[illegible]、向田[illegible]、[illegible]山[illegible]供[illegible]、云々。

神長（カナ） 今向田村の大字にて、烏山町の西北一里、江川の東岸に在り、[illegible]長の[illegible]に[illegible]あり、那須記に見ゆ。○那須記云、永[illegible]九年丙寅、[illegible]、[illegible]野、伊王野、大田原、福[illegible]、[illegible]に、那須[illegible]不與[illegible]、是は小田[illegible]合戦に、[illegible]を[illegible]し故[illegible]、是に[illegible]、[illegible]佐竹[illegible]内通[illegible]年八月、上[illegible]三百[illegible]にて、熊田に押[illegible]せた[illegible]、佐竹は此響に[illegible]、那須[illegible]んと、[illegible]義に二千[illegible]を授け、[illegible]未決[illegible]、[illegible]谷[illegible]等を攻落したり、また宇都宮[illegible]も佐竹[illegible]して、烏山の西[illegible]治部内山に[illegible]て攻[illegible]、云々、天正[illegible]北、千本[illegible]入道秋[illegible]、並び其[illegible]、滝寺は召へれられ、[illegible]時に討[illegible]、云々、[illegible]法名[illegible]と云ふ。

（[illegible]）

烏山（カラスヤマ） 今烏山町、人[illegible]千五[illegible]、[illegible]の右傍なる丘を占め、那須[illegible]て、[illegible]に[illegible]す、大田原へ七里、宇都宮へ七里、[illegible]は一[illegible]を以て、[illegible]に聞こえたり、物産綿[illegible]、綿[illegible]あり。

烏山は、戦國の世、下那須氏の[illegible]にして、永享の北に越後守[illegible]五郎[illegible]伊[illegible]理大夫[illegible]とつた、上那須を滅し[illegible]、[illegible]の棟梁[illegible]る、子[illegible]守政[illegible]太[illegible]、天[illegible]死、舎弟[illegible]田次郎[illegible]、其[illegible]大夫[illegible]、天正十八年、豊太閤[illegible]に觸れ改易せらる。後[illegible]の間に、[illegible]の四[illegible]、遠江守資[illegible]に至り、烏山[illegible]に還封せ[illegible]しも久しからず。又改易せられて、[illegible]の小邑をなり、其[illegible]を存す。又鴉山に作る、[illegible]に見ゆ。

（烏山）

烏山藩址（カラスヤマ） 天正十八年、那須[illegible]、成田下[illegible]守氏長[illegible]忍城主、[illegible]賜り、封二萬七千石、[illegible]二年子左馬助氏宗、一萬[illegible]石を削られ、九年氏[illegible]絶す、[illegible]下石見守[illegible]、寛永四年堀美作守[illegible]、寛文十二年[illegible]内膳[illegible]、天和元年那須遠江守[illegible]、貞享二年[illegible]伊賀守[illegible]、[illegible]十五年稲垣対馬守[illegible]、[illegible]保十年[illegible]、[illegible]、大[illegible]に至れ。

慈願寺（ジグワン） 烏山鍛冶町に在り、栗野御坊と稱す、親鸞の遺弟二十四輩の第十三、栗野信願房の遺跡にて、近世は東派に屬し、鹿苑山と號す、信願は俗名藤井八郎信親、常州鳥崎村の人とつたふ。〔二十四輩順拜圖會〕信州西念寺親鸞門侶交名に、常州鳥喰の顯信房唯圓、下野若目田の信願房敬信といひ、上説と合はず。〔國志云、慈願寺はもと都賀郡栗野郷にありしを、那須郡武茂郷につつし、また信寶八年に此所へうつすといへり、とてまた河内國八尾の慈願寺も、當寺のうつしなりと、河内郡宇都宮觀專寺の條に考合すべし。又云、眞淨寺は烏山金井町にあり、源翁心昭禪師の開基にて、曹洞宗なり、はじめ境村にありしを、今の城内にうつし、また後に金井町にうつせて、万吹山と號す、そは下境にある山の名なり、當國、後那須野にて、殺生石を打碎ける時の竹杖なりとて、寺寶に存す。

大井郷（オホヰ） 和名抄、那須郡大井郷。〔今詳ならず、當郷の既知の位置より推究すれば、烏山、向田などにあたる如し。即大筒、熊田二郷の南にして、江川、荒川の那珂川に會合する地とす。郡郷考に、宇都宮古文書を引き「治承四年、韻吾、??散吏討、令??人韻、當國之内、久野、大井手二箇所、或??油對、?奉當進率」といへど、久野の地名後世きかず、大井手は名義大井と相通ず、日光山常憲記には大井に作る。

境（サカヒ） 今境村と云ふ、烏山の東に那珂川を隔て、大荒村接野眞野の南にして、常陸那珂郡界の山嶺の下とす。此境嶺は標高三百、乃至四百ミ突、白山、圓見寺の奇あり、八溝、鳥子の餘脈にして、古しき岩石に表す。那須記云、永祿十年二月、佐竹勢は上那須、烏山の要なる境村の大崖山に出張す、那須方には、森田彈正左衛門尉を大將として、大關三河守重安、金枝江守泰晴、熊田源兵衛高貞、興太郎左衛門賞一、高瀬大内藏見定、河合六郡等向、燕井修理亮中守以安等、千五百餘騎、中川を渡りて、必死と成て防ぎ戰ひければ、同十九日引退きけり、四月、佐竹勢再び境の地へ攻來る、那須方は本庄三河守資安、居城に出張し、防戰す、また上那須四百餘騎は、烏山の北谷に押寄せたり、斯の如く上那須衆、佐竹に屬して、又攻來りければ、資胤大にいなびける故、資胤は左衛門尉重守を遣はし、即ち上那須衆を??、又時代して、以前の如く上下一統しけり。

那珂川（ナカ）（中川） 又中川に作る、本州北部の主水系にして、那須の高原、茶臼岳（一峰）に發する餘笹川、那須川を本源とし、南東流して、黒川及び余笹川等と相合し、一直線に南下し、箒川、武茂川を容れ、又江川、荒川を容れ、急に東に轉じて山峽（八溝、鳥子と鶏足、佛頂の一連脈）を斗破し、常陸那珂郡へ入る。されば本川の當國に在るや、其上游、中游に屬し、急灘すなはち通せず、長凡二十一里。〔常陸に入りて十三里、河口に至る〕されど、黒羽以下十餘里は、小舟帯に上下するを得。

吉信常陸國誌云、神門郷に「寶永十五年正月十八日、寄附常陸國那珂郡河内郡??」?黒山??より降りて、常陸那珂河内????に????と見えたり、又??、白河紀行に????????、大僕????にいたるに、あやしの民の戸なる????して、わたりあかすに、上??音??ある????、????なる心をし侍るに、徒をなして出行に、????????、さし高く、????、??、常陸????、白河と?????てまじり、??ふかく、大井河たる思召出るより、名をいひ傳れば、中川と云ふに、????なげ、いとうかべて、なごきお方よりて、此川を渡るに、白水みなぎり落ちて、あしたは馬たつ、およ、そゝぎも、????のたにみちて、????によふる、武藏のわたりと見えた??り、それより後那珂川と云ふあり」云々、又常陸記にも、永祿中、佐竹那須合戰の處に、中川としるせり。

高座山（タカクラ） 鞍馬寺緣起に載せ、下野國の山名と云へど、今詳ならず。一説、高宜山、又は河内郡羽黒村の關白に在りと。

史、藤原利仁傳、延喜中、下野高座山賊徒宗藏安等、聚結千餘人、剽掠貢調、延喜擇勇將討之、衆議推利仁、利仁進至高座山下、時盛夏暑熱、利仁令士卒多作橇、衆不曉其意、入夜召一卒、問曰、天將雪乎、對曰否、天晴、何當有雪、利仁大怒、殺之、又召一卒、問之、如前、卒懼佯答曰、雪降、利仁大悅、既而夜半雪大作、平曉而止、利仁令士卒、乘橇進而攻之、賊衆飢凍、不能復戰、利仁縱兵奮擊、大破之、斬獲甚多、由是威武大振。〔義經記云、更に天下に秘藏せられたる、十六巻の書あり、叢の上の田村丸之を讀傳へて、あくじの高丸をとり、藥師いにしへ人之を讀みて、あかがしらの四郎將軍をとる。

常陸國

常陸國（ヒタチ） 改東半野の東北にして、西は下野、南は下總、（利根川を以て界とす）北は磐城、（古奧州）東は海に至る。其北方は奧部と云ひ、其地、阿武隈山脈を承け多賀山脈、及び八溝、鳥子、?茂の諸山あり、南方へ亘る。故に、南に下れば、原野廣く、沼澤多し、霞浦最大に、利根川南界を流れて、之に淮合す。河水は、下野那須郡より來る那珂川、岩代（古奧州）白河郡より來る久慈川、共に奧部を流斷して、各自に海に入る。今常陸十一郡・一市、面積?方里、人口?萬、水戸に治め

（日高路）

茨城郡といふ。
常陸の國府は、石岡、小貝等の來原の、古今變遷ありし
所なれども確かならず、故に次に付す。
〔[illegible]〕本〔[illegible]〕等の小貝川以西の地、中古〔[illegible]〕治西郡に
て、西河内郡、伊佐郡、關郡などともいへり〕を、下
〔[illegible]〕の下なる結城郡〔[illegible]〕の中に混せしめ、現下總國
〔[illegible]〕の北相馬郡、茨城郡〔[illegible]〕を、本〔[illegible]〕の首に置く
常陸は北太知とあり、常道、又常土に假借すれど、本は
日高見路の義とぞ。日高見とは、上古東北の汎稱にして
其〔[illegible]〕は今の北上河〔[illegible]〕にあたり、北上、即日高見の訛
なるべしといふ。（說、陸中國北上川の條に詳にす）
常陸國名義考云、常陸は古今集注に、ヒタカチ也といは
れたり、〔[illegible]〕世伴氏の考にも、景行天皇紀「蝦夷既平、
自日高見國還之、西南歷常陸、至甲斐國」とあり、武内宿
禰自東國還之、奏言、東夷之中、有日高見國、其國人
男女並椎結文身、爲人勇悍、是總曰蝦夷〔[illegible]〕とあるに、
日高は昔は蝦夷の地にて、常陸の彼日高へ通ふ道なれ
ば、日高道（ヒタカチ）なるべし、此說は穩當の說にもかなへり。
○黒川眞賴常陸紀行云、風土記に、常國は昔は日高見國
ともいへりといへるは、〔[illegible]〕蝦夷の居れる奥羽なれど、
上古日高見國と呼べり、日高とは高遠の地の稱に
て、元一處の名に非ず、已に古人が東國の國を日經、
又「朝日之直刺國（タヽサス）」、又「當香具山（カグ）は日經（タテ）の大御門」など
いひなせる言葉もあれば、日高見國と稱せるものは、必
しも常陸國而已にあらず、今の常陸より以北の國を總
べていひし稱なり、陸奥（ミチノオク）と云へるも、常陸の奥といへる
意なり、多珂郡（和名鈔）に道口（ミチノクチ）といへる郷あり、即
陸奥の入口と云意なるべし。○宮本氏常陸郡郷考云、
景行紀、武尊日高見國の道程を考ふるに、風土記に、多
珂を割て石城郡となすと云ふ文あれば、茨城郡より北
其、石城に到る迄、昔日高見國と稱せしなるべし、其西

（常道）

〔[illegible]〕常陸と云ふは、與筑波、〔[illegible]〕治を指して云へるなら
ん、日風土記に據れば、武尊の時は、常陸の稱あらざ
るなり、又信太郡は、筑波、茨城を割て置ける地故、本
亦日高見國の一隅にあるを以て、風土記に「此地、本
日高見國」と載せし者ならん、香島〔[illegible]〕とす、からず、〔[illegible]〕
村岡氏地理志料云、風土記、常陸、其云不隔江海、是也
北大常也直也、知道也陸也、古事記作常道、日常道、
日本紀作常陸、前天武十二年紀、作常道、立入氏日、
日本紀謂蝦夷、日日高見國、入蝦夷者、必由於此、故
名日高路、後用今字也、又按、風土記、大化二年、詔
行新制、任國造、置國司、高向臣、始任國宰、天武帝
時、大伴吹負、任常道頭、文武四年紀、百濟遠寶、爲
常陸守、此改常道爲常陸、當在此間耶、萬葉集十三、作
常土、
常陸風土記云、常陸國司解申、古老相傳舊聞事、問國郡
舊事、古老答曰、古者自相坂以東諸縣、惣稱我姫
我姫國、是當時不言常陸、唯稱新治、筑波、茨城、那賀、
久慈、多珂國、各遣造別令檢校、其後至難波長柄豐前大
宮臨軒天皇之世、遣高向臣、中臣幡織田連等、總領自坂
以東之國、于時我姫之道、分爲八國、常陸國居其一矣、所
以然號者、往來道路、不隔江海之津濟、郡郷境堺、相續
山河之峯谷、取近通之義、以爲名稱焉、或曰、倭武天皇
巡狩東夷之國、幸過新治之縣、所遣國造毗那良珠命、新
令掘井、流泉淨澄、尤有好愛、時停乘輿、翫水洗手、御
衣之袖、垂泉而沾、便依漬袖之義、以爲此國之名、風俗諺
曰、筑波岳黑雲挂、衣袖漬國是也、
常陸郡郷考云、當國の名稱は、古事記、日本紀、〔[illegible]〕日
本紀に見えたる文を考ふるに、其文字已に、常道國
ともある如く、陸續きに、道の續ける由なり、萬葉集
比多知、和名鈔比太知、風土記に往來道路、不隔江海
之津濟、云々と有にて辨ふべし、一說に、ひたちはひ

たかみ也と、古今集注にあり、さて風土記、信太郡條
に「此地本日高見國」とあり、神名式、陸奥國〔[illegible]〕日
高見神社あるに由て、伴信友の考に、日高は景行紀を
考ふるに、今の蝦夷地にて、常陸はかの日高へ通ふ道な
れば、日高なるべしと云へり、
萬葉假名卷に、風土記を引きたるには、國中〔[illegible]〕
不隔江海、くがのみちあひつゞけるゆゑに、ひたちとみ
えたり、又ころもでのひたしの國といひけるを、ひた
ちといひなせりときこえたり、シとチと同韻のこゑ也」
云々、○今按、ヒタシの國とは、本來かかる古言ある
にあらず、衣袖には泉積の出で來るものなれは、衣手
の潰とかけしに外ならず。後人沾漬の故事に假托せん
がため、ヒタシの說あるも信け難し。古書に多く如是の
附會あるを見る、一に讀者の識別に在へ。
又云、夫常陸國者、堺是廣大、地亦緬邈、土壤沃墳、原
野肥衍、墾發之處、山海之利、人人自得、家家足饒、設
有身勞耕耘、力竭紡蠶者、立即可取富豐、自然應免貧窮、
況復求鹽魚味、左山右海、植桑種麻、後野前原、所謂水
陸之府藏、物產之膏腴、古人曰、常世之國、蓋疑此地、
但以所有水田上少中多、年遇霖雨、即聞苗子不登之歎、
歲逢亢陽、唯見穀實豐稔之歡歟。
郡郷考云、當國、和名鈔每郡の郷數、他國に比校する
に、頗多きを見れば、當時戶口の繁昌思ふべし、本文
虛言にはあらず、されど上田少きは、全く實際にては
あらざりし也、今田圃蕪稀多く、原野の廣莫、開墾に
堪へず、古も亢陽に有年なりしは、西南水濱に傍たる
地の事なるべし。
新編常陸國志、中山氏云、本國の地たる、尤東極の邊陲
也、是を以て上古蝦夷蹄居殊に甚し、其俗多く穴居す、
因てこれを常陸久居と云ふ、形狀長大、常人に異なる故
に、又夜都賀波岐と云ふ、昔〔[illegible]〕節なし、獷悍暴惜にして

掠盗を以て常の産とす、永く風化に染ることなし、故に國俗これを阿良夫流爾斯母乃と云ふ、都知久母は土蜘蛛の意、夜都賀波岐は獺束脛の意、阿良夫流爾斯母乃は荒猾賊と云ふが如し、〔風土記〕崇神帝の、更に天下を平治するの意あり、將軍を諸道に遣して、四夷を征伐す、〔日本紀〕是時に當て、本國の方域に於ても、功勲ある人亦少なからず、建借間命は夜尺斯、夜筑斯〔夜尺斯は彌つくしの意、夜築斯は彌つくしの意、つくしとは盡の意ありて、物をはたす心なり、致の字の義に當れり、何れも勇猛の意也〕の二賊を誅し、兎上命は土雲を誅し、黒坂命は山の佐伯、野の佐伯を誅し、遂に陸奥の蝦夷を征す、毘奈良珠命、倭武命も亦皆功あり、遂に新治、筑波、茨城、仲、久自、高等の諸國を建置し、其國造を任したまへるも、蓋此時代に在り、是等六國は、其後併稱して常道といへり。

新編常陸國志稱、栗田氏云、風土記に、昔在國巣、山之佐伯、野之佐伯、普掘置土窟、常穴居、とあるを、古へ未開の風俗、多く穴居せしを云へるにて、蝦夷人いたり住せしには非ず、書に一國巣、俗語都知久母、又夜都賀波岐」とある如く、國巣は土蜘蛛、昔謂穴處の民をすべて謂へるなり、而るを新時の説を存む者、之をみて、今の北海道の蝦夷人の俗に近きを以て、常陸にも蝦夷住めり、又大和にも蝦夷居り、西國にも居りしなりなど云ひ立て、遂には日本全國みな蝦夷の種類なりしを、太祖神武帝掃蕩したまひしより、今の日本人種はあるなりと云ひ、先につきて、蝦夷人は古の日本に生れ来へるにはあらず、外國より来らむしなりなど、いとあるまじき説を唱ふるは、ゆゝしく畏きことにて、眞に皇統を汚し奉る邪説と云ふべし。

大化改新、坂東(足柄坂の東をいひ、我姫道といふ)に國評の制置ありて、常道は其一に居り、一國六評(郡)と併せること、風土記の解首に見ゆる如し、後香島、信太、行方、石城、白壁の諸郡を分置せらる、合十二郡、和銅中、本國風土記の修撰あり、其殘缺今に傳ふ(今按、風土記殘缺、其河内郡、白壁郡の部分は全く缺失し、行方郡は背省略なしと稱す、石城郡は高崗の分郡といへど、早く陸奥國に屬し、和銅中には當國管轄にあらず、養老二年、多珂郡の[illegible]を割き、[illegible]石城國へ屬せらる、延喜式、當國十一郡とす。

[illegible]三年六月、[illegible]常陸[illegible]、[illegible]右等、壬生[illegible]小宗[illegible]、[illegible]國造、これ大化改新以前の國造に同じからず、[illegible]、此頃其[illegible]に田を[illegible]、[illegible]十四年八月、其[illegible]國百十一町の内、本國十三[illegible]當町小宗[illegible]もの[illegible]にもいふ、

[illegible]國中世多郡號を分ち、[illegible]年[illegible]、豐臣家の[illegible]當國を[illegible]す、[illegible]徳川[illegible]人の奉行たり、[illegible]は是なり、本國の統數七十五萬石、十六郡を改め、古に復して十一郡とす、然れども庄公[illegible]の名[illegible]境界を、假に改定せられし故に、名は古へに復すと雖、其境に至ては大に違へる者多し、所謂る[illegible]庄、[illegible]を以て[illegible]に屬す、古の新治なり、[illegible]、下妻庄を河内郡に屬す、此地と古の河内との間に、[illegible]、筑波の南郡隔たるを以て、俗にこれを西河内と稱す、古の新治の地にて、[illegible]絹川の西にあり、(下妻領に取りては、河内、河東、河内と二つに分れ、河内は絹川の西なり、河東は[illegible]の東なり)中郡庄を那珂郡に屬す、然れども本[illegible]、俗に西[illegible]と稱す、古の[illegible]、[illegible]郡に屬す、古の[illegible]、田中庄を筑波郡に屬す、適中は古の河内なり、方穗の庄を新治郡に屬す、古の筑波なり、信太庄、東條庄、舊に復して信太郡に復す、東條の河内に入れるは寛永後と見えたり、山庄を新治に屬す、古の筑波郡なり、南野庄を新治に屬す、古の筑波、茨城二郡の地なり、佐谷郷を新治に屬す、古の筑波なり、北郡を新治に屬す、古の茨城郡なり、南郡の内滑川以南の地を新治に屬す、古の茨城郡なり、今置く處の新治郡は、古の茨城、筑波二郡の地にして、一村も古郡の地たるはなし、古郡の地は西河内、西那珂、眞壁、茨城等に折入すればなり、鹿島庄、子鶴庄、及び滑川以北の南郡、僅に古に復して茨城郡に復す、當麻郷は鹿島に屬す、古の行方郡なり、宮田、宮崎、紅葉、大房等の地、茨城に屬す、古の鹿島郡なり、行方郡は古の如し、但當麻郷を鹿島に割られて、茨城の立花郷を過半取れるのみなり、那珂川以南、那珂西郡、吉田庄等なべて茨城に屬す、古の那珂郡の地なり、那珂川以北、久慈川以南の地、すべて那珂郡に屬す、其なかにも古の本郡の地は古の久慈郡なり、中世稱する所の久慈西、那珂東、[illegible]、吉田庄、[illegible]庄、皆この内なり、後上保を久慈郡に屬す、古の那珂白田郷の地にして、永正以來、常陸に屬せる者なり、久慈東、及び佐都西、佐都東二郡の地、過半古に復して、久慈郡に屬す、佐都東の内、石名坂以北、助川以南の地は、多珂郡に屬す、古の久慈郡なり、其他多珂郡の地は、なべて舊郡の地なり、是に至て始めて十一郡の名を復す、〔參取弘安嘉元大田文、佐竹宗士知行目錄、常陸國誌、圓福寺記錄、吉田文書、鹿島文書、薬王院文書、白川結城文書、佐竹氏文書、佐竹系圖、正宗寺記錄、及び古老傳說等〕然れども西河内、西那珂の地、河内、那珂の本郡に隔たるを以て、俗間誤て十三郡と稱す、元祿十五年の比、當國總高九十萬石に上る。この近世の當代に及べ、[illegible]多の分郡、廢郡あり、各名下に註す、

相馬郡

北相馬郡 今面積八方里、人口五萬、四町二十一村に分ち、取手に治し、茨城縣の管内とす。東葛飾郡中相馬の地と、利根川を隔てて、其北に在り。猿島、結城、筑波(常陸)稻敷(同上)の數郡と相隣るも、大略、江水ありて、四境の限障、自然に成れり。

北相馬は、明治十三年、始めて相馬郡を分ちて、之を建つ。されど、相馬郡に北、中、南の三大段ありて、守谷、大鹿、文間の邊を、北相馬と云へるは、近年の事にあらず、北相馬の名、已に常總軍記に見えたり。

(倉麻郡)(寤間)

相馬郡 明治十三年、相馬は分れて二と爲り、利根川以南に南相馬郡の名を建てられ、後、南相馬は東葛飾郡へ合せられ、北相馬のみ、其對を失ふも、名は舊に仍る。和名抄、相馬郡、佐字萬と注し、六郷に分つ。(色陀の一郷を脱するに似たり、されば七郷なり)而も諸郷は、皆常陸河(今の利根)の南に在りしにや、北相馬は、古の相馬一郷にあたるごとし。又相馬郡、傳馬五疋と、延喜式に載せ、於賦驛あり。この驛も、常陸河以南にて、靑山(取手の邊)かと推定せらる。されば、驛路は北相馬郡を貫ぬきて、常陸河内郡へ達せしなり。其國郡界は、古に在りて、毛野川之を流れしが、近世變革し、形勢昔日と同一に非ず。寶暦圖、相馬郡、高五萬五千石。

東大寺所傳、養老五年戸籍、作倉麻郡、諸富氏曰、相馬之音、眞沼也、沮洳多澤、故名、按州之猿島郡、爲彥狹島王御名代、古事記、作日子寤間命、寤間相馬、音訓相近、蓋亦取王名耶。(地理志料)

小貝川 又子飼川、蠶養川に作るを正とす。其濫觴は下野國芳賀郡に在れど、中間、常陸眞壁郡に屬し、下游は下總結城郡、北相馬郡と、常陸筑波郡、稻敷郡との交界と爲り、又豐田郡以下には、西岸皆北相馬郡に屬し、小文間村に至り利根川へ入る。凡此水、蜿屈蛇行、二十餘里と稱す、其下野、常陸に域内に在るや、一野水、固より掲褰の渉のみ。而も其眞壁、豐田(結城)の間に來るや、昔時、毛野川之に會して大河と爲り、總常の國堺を分ちたりしが、後世、毛野川西遷し、子飼は細流淺溝と爲る。

(子飼川)(蠶養川)

毛野川と子飼川合流の事は、鬼怒川の條に注する如く、承平、天慶の比、已に相分れしも、常陸風土記修撰の時代には、正に其合流を見たり。而も、毛野川、猶豐田郡水海道の南より、東に折れて、子飼川に合したるは、寬永中までの形狀とす。寬永(谷原開拓)の變遷は、子飼川を全く毛野川と相分たしに止らず、子飼川を、藤代、河原代の間より南東に屈折せしめ、小文間に導びきたりと云ふ。されば上古の毛野、子飼の合流は、文間の東に於て流江と爲り、葦原の間に入り、榎浦、香取浦等に連なり、其間は渺々たる蘆荻蒹葭の淵なりしを悟るべし。

古、筑波郡佐野郷(高道祖村)と、新治郡下眞郷(大寶村)の間に騰波江ありて、子飼川之に入りて、後毛野川に注ぎし由は、騰波江址の條に合考すべし。

常陸郡鄕考云、絹川の東なる本國の川を子飼といふも、絹川より負たる名と見ゆ、子飼渡は將門記に見え、常陸國誌には、蠶養に作れり、總國風土記には、幸井川、又前井川、或は幸田川に作る、田は井の訛にて、永享官有注文に下妻莊幸井郷あるに證すべく、即今の坂井村なり、子飼の西岸に在り、亦因て川より名に負たる者とす、川源兩派あり、共に下野國鹽谷郡に起り、其西派を五行川、又勤行と云ひ、眞壁郡下舘の南川中子に至り相合す、筑波郡高道祖[illegible]、[illegible]東に[illegible]、(筑波郡古の河内郡)水海道(結城郡[illegible])[illegible]屈曲す、中世まで此處にて絹川と相合したり[illegible]、陸國誌に、子飼川を東鬼奴川と云へり

(東鬼奴川)

北總道中

千田黃百里、山作翠屏圍、不知[illegible]、[illegible]

◆

菅生沼 今北相馬郡と、猿島郡堺は、此沼澤に分たる、一名保地沼。澤の東邊なる菅生村は、大塚戸をも合したり、守谷町の西北二里。

(菅生)

此沼澤は、南北二里、享保年中、飯沼の排水路を此に通せしより、江川の水も之に匯合し、横幅六町許、末は直に利根川へ通ず。鏑矢記に、相馬御厨、西限饒谷と云ふ、此沼の古名歟。

内守谷 今内守谷村と云ふ、菅生の東に隣り、鬼怒川の西畔の丘原に居る、守谷町の西北一里半。

内守谷の北、坂手村は、結城郡横曾根と地を接し、飯沼の江川、此間にて鬼怒川へ入る、水海道驛の西南一里。

(坂手)

關八州古戰錄云、下妻の多賀谷家重は、近年武威秀るに付て、守谷、筒戸の兩城を乗捕んと欲し、天正己丑の秋、大曾根の白井全洞に下知して、筒戸を伺はしむ、全洞則猿島の郡坂手村の樋内邊に出張して、深泥を踏越て働を懸く。(此に大曾根とあるは何地にや、今の筑波郡内歟)

新宿 今杉下、細代、筒戸、平沼等と相合せ、小絹村と云ふ、結城郡水海道驛の南一里半、守谷町の北一里、鬼怒川其西を流れ、小貝川其東を流る。寬永七年まで鬼怒川は、新宿の北邊を、東へ屈折し、小貝川と落合ひて、此間に一大澤を生じたりと、其澤田は、今皆常陸筑波郡の管内とす。

(細代)

筒戸 今新宿の南にて、禪福寺あり、臨濟派に屬し、夢窓國師の開基とぞ。天正年中、筒戸に城砦ありしこと、常

總軍記に見えたり。(關八州古戰錄云、天正十八年、伊北、伊南、勝浦、根小屋、一宮、小濱、佐貫、守谷、筒戶、笠間、土浦を始として、攻る所降參し或は落去して、枝城四十八ヶ所、不日に[illegible]の[illegible]下に從ひければ、八州の[illegible]に[illegible]て、德川殿の[illegible]にては、五十の[illegible]唯一日に[illegible]と、[illegible]に任たりける、是は東北關東にて、[illegible]四十八[illegible]、五十と云ける故、[illegible]申せしなり。)大鹿[illegible]古昔に、津井戸に作る

(津井戸)

大木

今坂戶井、立澤、大山と相合して、大[illegible]村と改む、守谷の西北一里餘、鬼怒川は、大木と坂戶井の中間に於て、利根川へ入る、其交會の邊は、[illegible]相隣りて、三角洲を生ず。

(坂戶井)

常總軍記云、多賀谷高經が岡田郡を攻るにあらず、猿島郡も最危し、加勢せずばあるべからずとて、馬洗の横瀨主膳、菅生の石塚[illegible]、内守谷の[illegible]、大山の大山一學以下、七百餘騎にて馳來る、云々。

野木崎

今大節と相合す、[illegible]守谷町の[illegible]一里、[illegible]古昔[illegible]崎に作る[illegible]戶の運河に對向す。[illegible]岩松文書、弘安[illegible]云ひ、岩松右京大夫[illegible]守護行、今更制、北相馬守谷[illegible]、[illegible]也再考、[illegible]岩松文書、[illegible]部内千倉[illegible]、加北[illegible]

てか　ふせ　ふちこゝろ　のけさき　以上[illegible]

有ところば、とよこぜんのりやうとして」云々、とよ女は[illegible]

[illegible]

泉な合考せよ。

(野毛崎)

守谷

今守谷町と云ひ、大日二子、小山、[illegible]を合せたり。小貝川の[illegible]なる丘陵[illegible]、其赤法華[illegible]に小貝川に[illegible]、守谷を[illegible]、[illegible]に出づ[illegible]、常[illegible]、又[illegible]、[illegible]一路、[illegible]、取手[illegible]、二里半。

守谷は、相馬[illegible]の[illegible]、[illegible]たり(大日[illegible])に[illegible]、[illegible]常は相馬[illegible]の遺[illegible]、[illegible]子[illegible]を、下[illegible]相馬の[illegible]、[illegible]に[illegible]せる者[illegible]、將門の宇を相馬小次郎と云へるにより、[illegible]相馬氏の故墟を[illegible]、將門の[illegible]と[illegible]、相馬内裏の名を[illegible]に在れり。されど、將門の[illegible]、[illegible]相馬は將門苗字の地なれば、或は住居の事ありしにもせよ、それは天慶の營館にあらず。將門純友東西軍記に、將門相馬郡に[illegible]、[illegible]、信[illegible]

[illegible]

守谷

[illegible]又[illegible]の城と云ひ、守谷[illegible]北なる、[illegible][illegible]南北[illegible]町、[illegible]に向ひ、其東に猶小溜三

(相馬城址)

四相違なり[illegible]、[illegible]に[illegible]最高[illegible]と呼ぶ、城址を[illegible]、古城[illegible]と云ふ。相馬氏の累世の[illegible]なりしが、[illegible]以後、小田原北條家に[illegible]、天正十八年、北條家滅亡と共に亡ぶ、德川家により、菅沼山城守定政を城主として置かる、[illegible]一萬石。其子土岐山城守定義の時、元和三年、攝津高槻へ移封、後三年を經て、又守谷へ還封せられ、寛永四年、更に羽州上山へ移封、城遂に廢す。世俗、之を以て、將門[illegible]城址と爲すは、誤想も亦甚し。

相馬日記云、守谷野は[illegible]にて、目も遙に[illegible]也、是れ將門が、相馬の[illegible]の内也、其の中に、牛頭天王社あり、[illegible]の[illegible]下總國守谷郷、牛頭天王守護所、大同元年丙戌、[illegible]主吉信一を[illegible]たり、[illegible]の舊跡に導入れて、先相馬小次郎[illegible]あり、又畑の中道を東へ二十町(今按、二町なるべし)餘行けば、大堀、[illegible]と云ふ名あり、[illegible]と云ふは最高き[illegible]にて、こゝ[illegible]將門[illegible]なる、又[illegible]八幡郭に[illegible]、[illegible]八幡宮と申すは、此に鎮座しを、今はこもり山の西林寺に移すとぞ、此所より[illegible]田畑[illegible]、[illegible]山、南野臺、同地、赤法華、[illegible]な[illegible]、古[illegible]、[illegible]、滿水湛へて、またなき要害の地なりしを、寛永の[illegible](鬼怒川)の流を南へ決りて、數萬頃の新田を開か[illegible]、今も[illegible]の眞中に、池のこりて、蓮などの生た[illegible]多かり、[illegible]、相馬と[illegible]、[illegible]所を[illegible]るに、[illegible]、一[illegible]、[illegible]と云ひけるを、音便に相馬と[illegible]、[illegible]、田の中の離島にて、縱横一里餘の廣野なり、(今按、古城原なり縱横數町のみ)此野中の道を、カウシウ海道といへり、[illegible]、將門記、今昔物語等に、幸島とあるは此にて、幸島の[illegible]、此[illegible]田[illegible]、古事談には、島廣山と見ゆ、是も廣き島山なれば、しか呼ぶべき也、佛

(赤法華)

[illegible]いへり、[illegible]に大日堂あり、此は將門が伐たれし跡といひ、堂も古墳の上に建てたるなり、[illegible]、[illegible]、[illegible]なれば、上もなき要害の地なれど、おほやけにそむき奉りしかば、わづか半年ばかりに、ひとつかどこと〴〵くほろびにき、

立波の風にあれけん岸島の蘆江は淺せて音も聞えず。

今按、相馬の將門といふは、[illegible]に見ゆるのみなるべし、

[illegible]（[illegible]）に、將門は下總國相馬の郡に[illegible]、

西林寺（サイリンジ）　守谷町に在り、[illegible]、相馬[illegible]。[illegible]

[illegible]、[illegible]、[illegible]。[illegible]に、[illegible]、日く「元久二年、相馬次郎師常卒、年六十七、合端坐合掌[illegible]、[illegible]、是念佛行者也、[illegible]、[illegible]に、相馬[illegible]（シンギヤウ）[illegible]、一書に、師常の子、太郎義清、出家、信樂と爲ると。[illegible]

相馬郷（サウマ）　和名抄、相馬郡相馬郷。○今の北相馬郡に當り、中世相馬御厨と云ふも、多く郷内の地に[illegible]。[illegible]、常羽[illegible]たりしこと見え、一本、常羽にイクハと傍訓す、疑ふべし、[illegible]

相馬[illegible]、[illegible]

四至　東限、[illegible]河江口　南限、[illegible]上大路、西限、[illegible]日[illegible]岑　北限、[illegible]川、

[illegible]と[illegible]す、下丁は田數なり、[illegible]、[illegible]記に見[illegible]、下野守[illegible]に[illegible]れて、相馬御厨は、[illegible]領[illegible]したることもありしにや。

[illegible]、南限は常陸川（[illegible]）にて、[illegible]に當る、[illegible]

戸頭（トガシラ）　今[illegible]野[illegible]、[illegible]と相合ひ、[illegible]す、守谷の東南なり、其戸頭は、[illegible]一里、[illegible]川に[illegible]、（取手の西北一里半）[illegible]

（[illegible]）

高野（コウヤ）　今[illegible]、[illegible]合せ、高野村といふ、戸頭の西にて、[illegible]川の岸に在り、[illegible]野の[illegible]なり、相馬日記云、高野村[illegible]、將門、高野山の[illegible]て、先祖の[illegible]を作りし[illegible]也、此[illegible]堂と云ふは、將門が[illegible]り、[illegible]と稱ふ。

（鈴塚）

高井（タカヰ）　今高井村と云ひ[illegible]、市之[illegible]、貝塚なども合す。守谷の東、小貝川に[illegible]へる丘陵[illegible]たる[illegible]。人[illegible]云、市之[illegible]の[illegible]は[illegible]なるべし、貝塚には介[illegible]あり、[illegible]子[illegible]を[illegible]る凡二十四里[illegible]、内[illegible]に在りて貝塚は、[illegible]方に未だ發見せられず、是[illegible]の地形に、大なる變化ありて、[illegible]なりしにて、始めより[illegible]にはあらざる也、古代丘下まで[illegible]、又[illegible]相馬文書、建[illegible]に、高井の村名を載す、[illegible]大[illegible]の[illegible]を合せて、

（同地）（貝塚）

山王（サンワウ）　今山王村と云ひ、[illegible]、和田、[illegible]、[illegible]田に[illegible]。等をも兼併す。取手驛の北一里半、小貝川に縁そ、其[illegible]村は高井に接し、小貝川を[illegible]、[illegible]あり。[illegible]は山王、[illegible]、六[illegible]、[illegible]代、[illegible]。[illegible]村[illegible]に、古代の[illegible]、相馬日記に[illegible]

（[illegible]）

配松（ハイマツ）　[illegible]　今山王村の大字とす、小貝川に[illegible]、足[illegible]

波郡〕の岡に對す。或は配松を以て、驛津の義に出づると爲し、延喜式の於賦驛に擬する者あれど、本篇之を採らず、而も、天養二年文書にも、岡太加、指川と云ひ、(指川は往時小貝川筋を流れたり、)此邊を以て、驛路の經由する所と爲す、驛津の名の因りて起れるは、信に所以あらし。○相馬日記云、岡村の寺の北の方なる、子飼川のながれをせきとめて、太郎堰といふ大堰あり、湖時のあらら松原に、辨天の御祠ありて、そのけしき繪に書きたらんやうなり、こゝの見わたしなる所に、常陸國足高といへる里の山を堀れば、土饅頭といふもの多かりと、余におくれる人あり、そはおほきなるちひさなる、かはらけのさまして、花に似たるかたあり、から國にて、富葉といふ貝は、これなるべし、本朝里人談に、周防國吉敷郡高原米上山の土中よりも、土饅頭といふものいづといへり、されどかたちは今のとはおなじからず。

寺田

今桑原と合せ、寺原村と云ふ、岡村の南にし、取手驛の北一里。東漸寺觀音堂あり、又相馬八幡宮あり。○寺谷志云、寺田村の相馬惣代八幡宮は、天正十九年、高五石の朱印地を附せられし古祠なり。

取手

今取手町と云ふ、利根川に臨める水驛にして、又總常(松戸土浦)線の車驛とす、人口四千五百。土浦十六哩半、水戸四十八哩半、我孫へ四哩、今北相馬郡署此に在り、本名大鹿村。

蠶飼大輪連舶來、閘前津吏[illegible]、人[illegible]、
水宇飄風旗影闌、　天山

利根川圖志云、大鹿長禪寺に、近世護山禪師とて、道德高き僧住みしこと、世の知る所也、此里は昔大鹿左衞門尉の居れる砦の跡なり、さては麓の渡を取手の宿といふなり、それに因れる名なり、江戸より水戸に行く官道にあたり、景山老公の歌碑は、驛本陣染野氏の宅に在り「[illegible]して行く棹のとりての渡守思ふ方々とくつきにけり。」

(大鹿)

下總國相馬郡内、[illegible]村、[illegible]井戸(相馬[illegible]六郎跡)、[illegible]村[illegible](九郎堂跡)大鹿([illegible])高井([illegible])
[illegible]村篠井、[illegible]、[illegible]之間、當軍家[illegible]
程、所[illegible]可被致沙汰[illegible]狀、依仰執達如件、
建武三年十一月廿二日　　源(花押)宗長
相馬孫次郎殿　〔奥州相馬文書〕

大鹿城址は、取手驛の西なる丘にして、弘經寺の南、直に江上に臨む。天正年間、大鹿氏は、常陸の小田天庵に屬せる由、ものに見ゆれど、他に所見なし。長禪寺は文暦中、[illegible]の創立と云ふ、[illegible]氏の干係を知らず。○常總軍記云、小文間の一色宮内は、小田の味方なりしが、其頃佐竹に降りて、近郷を脅し、手を廣くせんと思ひ、[illegible]中[illegible]けれど、先を[illegible]門を[illegible]、かの世[illegible]、二百[illegible]にて、不意に押寄せたり、時しも大鹿は所勞にて、家の子須川平治、雜人五十人許にて奧方を守る、皆後の山[illegible]、其[illegible]、隱[illegible]、是れ大鹿が菩提所なり、今は心[illegible]とて、須川[illegible]出て、散々に戰ふ、[illegible]に大鹿は心靜に[illegible]。)弘經寺は、結城、飯沼と同[illegible]の[illegible]なるが、[illegible]世は共に十八檀林の員に列し、此なるは寺田三十石を有したり。

(弘經寺)

井野

今井野村と云ふ、取手の東なる田部にして、利根川に[illegible]舗す。[illegible]、[illegible]年、相馬[illegible]四至、南[illegible]沼[illegible]とあるは、則是也。當時常陸川の[illegible]は、此[illegible]の中を[illegible]なるべし、[illegible]大路は[illegible]にて、常[illegible]より常陸國[illegible]に[illegible]、[illegible]をも[illegible]ことも知らる。

([illegible])

小堀

今井野村の河岸を名とす、[illegible]利根川圖志云、小堀河岸は、井野新田の地にして、關堰より[illegible]川を堰き入れたるなり、利根川に落つる處なれば、然いへり、鹿島日記[illegible]から[illegible]にて、大[illegible]に出で、こゝは井野[illegible]なり[illegible]といへるは、稱呼につきて誤りたるなり、本多作左の宅址、井野村に在り、今も城内と云ふ、房總治亂記、天正十八年、上總小生戸、本多作左衞門三千石とあるは、井野の誤なるべし。○地理志料云、井野、有本多重次墓、重次至性忠願、有鬼作左之名、豐公東征、忤旨退老于此、謹卒、葬邑之本願寺、有元和三年碑、寶德三年鉦。

(本願寺)

藤代

今宮和田等と相合し、相馬町と改稱す。取手の東北一里半にして、土浦水戸への大路係り、近世立てて驛次に準せられて、藤代宿といへり。驛北なる小貝川は、郡國郡界にして、常陸牛久驛へ一里半。櫚木は、總常軍記に、椚木に作る。

(相馬)

谷中

今小浮氣、[illegible]沼等と合せ、六郷村と改む、藤代と井野の間とす。岩松文書、弘安元年、道受讓狀に、下總國菊田庄内家中郷とあるは、家中、谷中相近ければ、菊田庄と云ふことを詳にせず。○總常軍記云、小文間の一色宮内が、大鹿の城を攻落したりと聞き、高井十郎、藤代の[illegible]河兵部、櫚木左京、小更大膳、酒詰、小泉の面々馳集り、小文間へ攻懸る。

(小浮氣)

小文間

今小文間村、取手驛の東一里。島狀の丘陵第六天山に倚り、利根川は其南脚下を流れ、小貝川は其東[illegible]より出でて大江に會す。

利根川圖志云、小文間の東にて、蠶飼川を渡るを、戸田井の渡と云ひ、景色いとよし、一色氏の城址は、此渡に近く其詰丸と覺しき地に、今天神社在り、常總軍記に「小文間の城主一色宮内は、佐竹家の手に屬して、一旦大鹿が館に火をかけたりしが、大鹿が[illegible]、高井十郎を始とし、藤代、櫚木、小更の人々、五百餘人、引違て小文間に攻寄る、一色は大鹿に在りければ、小文間は忽高井に乘取られ、女童は沼もろ共、井野の普門院へ入る、やがて高井は更に大鹿へ馳行け、一色が首をも取る、高井はそれより小文間を普請して、究竟の要害なりしかば、これに移り、威を逞くしたり」云々。又云、この邊は古なべて文

(戸田井)

聞と[illegible]路[illegible]小文間を
いひけるに因りて、文間(フミマ)川の名も起れり、そは、常總軍
記[illegible]に、[illegible]書
かあげて「下總國の中に、フミマ川といふ名所は出でた
れども、歌抄にても分らず、此度此國へ來りて考へ見れ
ば、今戸張瀨(トダイ)川といふ川に相違なし、その故は、文間、小
文間[illegible]川な[illegible]、文間川に[illegible]といふ[illegible]
な[illegible]小文間村に在りて、[illegible]
た[illegible]由なり、文間年間、[illegible]次郎、[illegible]
る陸[illegible]
段低き處に、賊の窟の迹ありといふ。

（第六天山）

高須(タカス)

今[illegible]村と云ふ、古代の[illegible]南一里、小文間[illegible]北一里、小貝川は此里を[illegible]南折して[illegible]、戸田井に至り利根川へ入る。往昔は、蠶飼、毛野の落合ひて來りし頃は、高須にて屈折せず、東へ放ちて、藻原（常陸風土記に見ゆ）を經て、香取浦へ入りしならんと想はる、高須は即高[illegible]也、[illegible]町（常陸信太郡）へ一里、

河原代(カハラシロ)

今河原代村と云ふ、高須の北、小貝川を隔て、常陸信太郡の[illegible]村と接壤す、此村の田間、處々に桃を植ゑたり。

[illegible]州相馬郡、河原代安[illegible]寺、[illegible]田[illegible]之[illegible]、文和貳年癸巳、六月、大[illegible]門[illegible]「安[illegible]日[illegible]」

按、河原代の[illegible]、[illegible]相馬郡[illegible]は、地形に觀察して之を知る。此村の北より東に廻りて、遠藤(ゴンドウ)川堤てふ廢河道の址のこる、即古の毛野河の址にて、之を以て常總の畫堺線とす。茨城縣名勝志に、寬永七年、谷原(ヤハラ)開拓につき、毛野河を野中に導く、今の小貝川是也、云々

寶[illegible]代、[illegible]、[illegible]川[illegible]、[illegible]大[illegible]、[illegible]稱、官[illegible]、[illegible]、利根川大[illegible]、[illegible]里、昔[illegible]早[illegible]、見[illegible][illegible]、[illegible]

文間(モンマ)

近世は庄名に呼び、小文間の隣近八千石の田邑を[illegible]、今[illegible]文間[illegible]、今の小文間村、文間村、[illegible]川町等にあたる。

文間の[illegible]、[illegible]里に[illegible]し、[illegible]、[illegible]、[illegible]小貝[illegible]、[illegible]（隆起二十五米突に達す）四傍の水田は標高五米突許。○[illegible]み、一帶の丘陵を成す、小貝川は、もと丘北を流れて、平田の[illegible]、小文間の東を[illegible]間[illegible]、利根川に[illegible]、中央にあ[illegible]小文間、西方となし、東にあるものを立木となす、此貝塚の狀貌、面積の廣さは北方にし[illegible]小文間なり、立木貝塚は、延喜式内蛟蝄神社の傍なり。

（文間臺）

文巻川(フミマキ)

利根川圖志云、國華萬葉に、書巻川と云ふを、下總國の名所とし「景物不見、古河渡と同じ流なり、水上也」とあれど、今何處なるか知り難し、常陸國より落る蠶飼川の落口なり[illegible]、

水蛮のかきながせども流れぬはふみまき川と云へばなるべし。

當[illegible]小文間の[illegible]ふに合[illegible]

須賀(スカ)

今[illegible]、[illegible]等と相合せ、[illegible]と云ふ、[illegible]記、天養二年、相馬御厨、四至、東限須渡河江口とある[illegible]、[illegible]とも云へる也、須渡の名義は即洲處のみ。

兜山

今[illegible]、[illegible]坊、立木と相合せ、文間村と改む、文間[illegible]

立木(タツギ)

今[illegible]、[illegible]に[illegible]、[illegible]

蛟蝄(ミヅチ)神社

利根川圖志云、式内[illegible]村の山の上に[illegible]、額に蛟蝄神社と[illegible]唱ふ、國華萬葉に、[illegible]太夫とあるも[illegible]御衣襲と云ふ[illegible]川、[illegible]、[illegible]閑、故又呼[illegible]、[illegible]按、[illegible]蛟蝄之省、[illegible]也、[illegible]

正六位上[illegible]

在下總國相馬郡[illegible]

四至、[illegible]東、[illegible]限南、[illegible]子多谷、並手下水海限西、[illegible]谷、[illegible]限北、小[illegible]、[illegible]河

右件地、[illegible]之相傳私領也、[illegible]、[illegible]愛[illegible]、仟[illegible]、[illegible]、但[illegible]宜[illegible]、[illegible]入[illegible]、[illegible]物首、毎年[illegible]、[illegible]、可令[illegible]、[illegible]之[illegible]、[illegible]之[illegible]、[illegible]相[illegible]也、[illegible]日[illegible]、[illegible]年[illegible]月[illegible]日、[illegible]」

[illegible]、[illegible]見え[illegible]に足らん。

（蛟蚊）

曾根(ソネ)

今[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]相合せ、

（押附）

文村と改む。文間臺の南面なる聚落にして、新利根川は曾根と押附の間より起り、東流稻敷郡へ入る。

利根川圖志云、寛文二壬寅年、押付中田切等の地を穿りて、新川を十六島に達す、かくて布佐の高臺と、布川の間に堤して川を塞ぎ、（今もこの處をシメキリといふ）水を新川に入れらる、寛文六丙午年に落成す、然れども太直にして水竭き易く、舟行に便ならざるを以て、同九己酉年、布川の堤を去り、新利根川の口を塞ぎ、別に羽根野に水門を開き、鬼怒川の水をひき入れ用水の便とす、明る十庚戌年功畢る、後天保十己亥年、この堤を豐田村に移す、今これを豐田堤といふ、[illegible]癸丑年まで、大堤を修成す、[illegible]ふ、寛保二年壬戌洪水に壊らる、[illegible]す、築下總州新利根川大堤及分流支派之堰、[illegible]里、首自下總州相馬郡河原代村押付、[illegible]田、[illegible]常陸州河内郡、尾至下總州香取郡結佐村[illegible]と、羽根野[illegible]由に建てし碑文に見ゆ。

（羽根野）

横須賀

今文村の大字なり、古くは[illegible]、布川町の北[illegible]里、集古文書に、此村名見えたり、

寄進　別願寺

下總國相馬御厨内、横須賀村事、

右為瑞泉寺殿御菩提所、寄附如件、

永徳二年十月廿九日　　左兵衛督源[illegible]

布川

今布川町、人口三千、利根川の左岸に居り、布佐利根の交堺と稱せらる、（東葛飾郡）木下（印旛郡）と[illegible]、中利根、下西[illegible]、市街は布川山[illegible]

西十町、南北三四町許、[illegible]の[illegible]に擁有せられ、文間臺の南方三十餘町、江邊景色頗佳なり、

布川町東南の堤防は、[illegible]、[illegible]中、[illegible]、[illegible]倍に土井大炊頭利勝の築かしめたる[illegible]

（布川山）

か幕府大老なりける寛永中の事と想像せられ、（茨城縣名勝志）即利根川の水の常總間へ[illegible]に[illegible]し[illegible]り[illegible]、

寛永中の事なるを、[illegible]する者の如し、

利根川圖志云、布川は[illegible]の丘山を後にし、前は長江を望みて街衢を列ね、人煙輻輳し、魚米の地と稱するに足れり、東見寺あり、曹洞宗、[illegible]十石、永禄三年、[illegible]院[illegible]に[illegible]城主[illegible]寺[illegible]、[illegible]古墳[illegible]、[illegible]の名[illegible]

（来見寺）

[illegible]

（羽中）

は布川を、[illegible]びやかに[illegible]川といはれしならん、筑波すぎて、鴻川といへる所に、[illegible]に見えけれ[illegible]寄りて、

[illegible]、[illegible]、[illegible]すさまじきせぐい[illegible]、

[illegible]野[illegible]、[illegible]深[illegible]、

ふるさと[illegible]かくやと[illegible]分けわ[illegible]野を哀[illegible]見え、

九月廿八日、[illegible]別當[illegible]坊にて、[illegible]

中谷

今文村、羽中、羽[illegible]と相合せ、東文間村と云ふ。布川の東にして、利根川に沿へり、其東界を利根川岸といひ、常陸[illegible]と相接す

[illegible]記云、[illegible]の土民大学、[illegible]申しけるは、[illegible]文間が原唯一重にして、常陸に近し、[illegible]の横須賀の[illegible]山は原山といふは無し、[illegible]今横須賀、[illegible]山と村を分つと雖、この頃は無し、[illegible]須賀は[illegible]、横なる故の名なり、須藤堀といふ村、その頃は無し、これは生馬の[illegible]田なり、生馬も龍崎の争みならむ、この故は、[illegible]宗の領地なりて、御弓組といふ足輕居たる所なりとぞ、今に御弓[illegible]田といふとあれば、何も後年出來たりし村なり、この地常陸下總の交境にて、文間原といひ、中田切といふも[illegible]田とて、後に出來て、この昔は無かりしなり、この頃横須賀より立木まで地續にして、立木の東は皆[illegible]原なり、今の立崎、中谷、羽中、福木以下こと[illegible]中なり、文間大明神、圓明寺におはり其中にあり、圓明寺は[illegible]の建立なり、その下は龍崎まで悉く[illegible]、立木[illegible]、この頃は横須賀分なり、[illegible]にて、平之丸と云ふ人砦を構へたり、彼の遺跡[illegible]を出張とすべし、彼處は並なき要

實なり、[illegible]、當[illegible]、[illegible]しき難義なるべし、この事如何[illegible]

稻敷郡

稻敷郡（イナシキ）

明治二十九年、信太、河内二郡を合して、稻敷の舊名を襲ひ、古の信太郡の郡名に取れるなり、今人口[illegible]萬、一町二十九村、江戸崎に治す。

稻敷は、本國の南偏にして、下利根の大江を限りて、下總の印旛、香取二郡と相對す、西は北相馬郡、筑波郡、北は新治郡に至り、田野連接す。東及び東北の半面は、湖澤に臨み、港灣の出入多し。全郡平夷、其岡陵は標高三十米突に上下するのみ、所々に沼池を湛へたり。大江の古灣、一帶の低窪は、古人の謂ゆる[illegible]、霞浦の地にして、其[illegible]事に屬す。

下利根川（シモトネ）

下總國に重出す、大略、小貝川の合流、文間、布川以下に此名ありて、本郡の南堺、藤蔵河岸より、横利根川（西代）に至る七里許は、[illegible]下總香取郡の[illegible]、[illegible]銚子の湾門に[illegible]七里許は、其ノ古、又本國鹿島郡に屬す。

下利根は、中利根と共に、上古の利根の河道に非ず、網川（今の小貝川の筋にして、古風土記に毛野河と云ふ）は當國河内郡と、下總相馬郡の間を流れ、菅原、榎浦の低野に入る者、即古代の常陸の南堺なりき、且榎浦、霞浦は共に香取浦、浪逆海に通し、大洋の潮汐上下したりと云へば、形勢頗後世に異なり。然るに、下總、武藏の南堺を南下せる利根、一支を分ちて東に寄らしより、相馬郡を中斷して此川に合し、大江東流の形を開く、其時代は、[illegible]、江戸幕府の[illegible]の比ならむ。正保圖に、常陸川と云ふもの、即今の中利根、下利根にあたる。但し元祿圖に及ぶも、猶常陸川と云ひしは、正保の舊名に依る者のみ。

（常陸川）

水後、過利根川、　[illegible]

蓆傳堤防決、驚哭遍村閭、恭奉[illegible]、[illegible]一走餘、有田皆變海、微禹治何魚、今日過蓮[illegible]、入[illegible]百里虚、

無題　[illegible]

滔滔東[illegible]水、横[illegible]里間、[illegible]、[illegible]、四[illegible]何問、五丁力有餘、從[illegible]地、[illegible]

河内郡（カハチ）

明治二十九年廢置、信太に合せ、[illegible]郡と改めらる。當時面積二十二方里、人口[illegible]萬、十九町村、[illegible]の際、河内の小野川村は、筑波郡へ、信太の東村、中家村は新治郡へ移されたり）

[illegible]の河内郡は、中世の大井庄、及び信太[illegible]の地にして、和名抄、河内七郷の大半は、中世田中庄に籠められ、[illegible]筑波郡へ[illegible]したりと知るべし、是れ文祿檢地の時の改定に係る。

[illegible]名云、和名抄、河内は甲知と注す、今俗かッチと呼べり、讃岐阿野郡甲知を、加久知と注すると同じ、[illegible]に用ゐしか、[illegible]と同く、孝徳の御宇に、筑波、茨城の二郡を割きて置きたりと見ゆ、名義は、[illegible]毛野河に挾まるを以てならん、式に四至を擧ぐるに、東信太郡、南下總之堺、[illegible]、西毛野河、北筑波郡といふべし、

古風土記、河内郡は全く脱失し、斷章隻句もなし、然るに、[illegible]に、[illegible]、新治、筑波の間[illegible]四至[illegible]筑波郡、南毛野河、西北新治郡、艮白壁郡」とあるを擧げて、是れ河内郡の四至ならんとて、其補說を加へしは、[illegible]

（新利根川）

谷原新川（ヤハラ）

[illegible]利根川と云ふ、下利根の大江の北に[illegible]、[illegible]浦に[illegible]、延長[illegible]十町、[illegible]二十町、高は北相馬[illegible]、東は本[illegible]南に係る、長八里。寛永四年、之を開鑿す、初め之を以て大江の舊道を[illegible]、下利根の水流を[illegible]、霞浦に導くの意なりしも、故ありて中止し、今は全く利根との交通を絶ち、田野の[illegible]に利用せらるるのみ、其[illegible]一帶の低地は、[illegible]、古來常陸の[illegible]にあたり、古風土記に菅原、榎浦といふにあたる。

河田氏利根川治革考云、[illegible]年[illegible]、常陸川の下流（今下利根川水路）下總相馬郡布佐村、北相馬郡布川村の間に堤を築き、[illegible]を塞ぎ、水流をして皆此に注ぎ、[illegible]常陸國河内郡に入り、[illegible]、霞浦に入しむ、是を[illegible]川と稱し、後新利根川と云ふ、同六年丙午を以て成る、然るに太直に過ぎ、水流竭き易く、舟行便ならざるを以て、同七年己酉、[illegible]の堤を[illegible]、[illegible]門を新川口に設け、小貝川の水を引き、[illegible]川は[illegible]に任せしかば[illegible]、下[illegible]、[illegible]川、自相馬郡押付村、至香取郡[illegible]田村、入香[illegible]、[illegible]東下[illegible]、今惟存[illegible]川村落之[illegible]、按、寛文中、[illegible]、自[illegible]川出[illegible]下[illegible]、北[illegible]自[illegible]村[illegible]、延長數里、[illegible]九十間、[illegible]一萬二千八百六十間、[illegible]之[illegible]地、[illegible]於印旛[illegible]、[illegible]田、自寛文四年[illegible]月、至七月、[illegible]、自八[illegible]、至五年春、[illegible]功、[illegible]十一月、[illegible]、自十二月、[illegible]根川入之、[illegible]南流、至六年正月五日、功成、[illegible]、[illegible]者、曰、香取[illegible]、沿[illegible]根川村落、不堪淨水之患

若閑新利根川、塞舊流、則其害長息、且是役一成、手賀、印播二沼、自涸渇、可得水田數萬町、而霞浦逐年淤塞、行亦爲開墾之地、數卒晝訴之、是所以此役之起也、然新川至淺、水道不移、礙通船漕運、所塞數次、加之二沼依然不涸竭、僅經一年、七年二月、塞押付新川口、利根川復舊。

葦原（アシハラ） 宮本氏郡郷考云、古風土記に「風俗諺曰、葦原鹿、其味若爛、喫之異山宍矣、常陸、下總二國、大獵無可絶盡也」と見ゆ、葦原とは、今龍ヶ崎より東南の野、常總に分隷する谷原（ヤハラ）領、廣莫なる新田、數十村の開墾せざりし時の名にて、二國の堺に在りし地故に、二國の人の獵したるなり。○近世の谷原領は、布川、文間の東より、阿波崎、新島（十六島）の西に至り、東文間、（北相馬郡）龍崎、生板、大宮、源清田、長竿、柴崎、金江津、十餘島、本新島、（金江津以下三村、今香取郡）大須賀、伊崎等にわたるごとし、猶榎浦を參考すべし。

（谷原）

生板（ナマイタ） 今生板村と云ひ、四近の新田をも合す、龍崎町の東南一里、新川の畔に在りて、布川町の東北二里餘。藤藏河岸（トウザウカシ）とは、生板の管内なれど、南に去る一里、下利根の一繫船所とす、安食町へ一里。

利根川圖志云、藤藏河岸は、生板與山南村入會の地なり、下總、常陸兩國に跨る、其はじめ藤藏と云ふ獵師住し所ゆゑ、其名起れりとぞ、今は利根川運送の荷物、龍が崎邊へ、この河岸より上下するゆゑ、至て繁昌のところなり、伊達侯鹿島日記「龍が崎より一里餘り行て、利根川のほとりに至る、（藤藏河岸）爰より船にのわり、側近きもの十餘輩をかぎりて、おなじ船に乘る、外さまのもの、船五艘にしつらへて漕出ぬ、所の男女、川岸につどひ見物せり、いとはれがまし、風すこし高かりしかども、河艀に[illegible]、何のこゝろうき事もなく、[illegible]

（藤藏河岸）

閒也。

大徳（ダイトク） 今宮淵と相合せ、大徳村と改む、生板の北に接す。牛久川水は、龍崎、大徳、宮淵を經て、生板に至り、新川へ注ぐ。此邊の田野は、高潮面上、約二米突、乃至三米突と測定せらる。

源清田（ゲンセイダ） 今源清田村と云ひ、四近の新田を兼攝す、生板の東一里。此谷原領の方言に、新田を町歩（チヤウブ）とも唱ふ、撿地の際の用語なるべし、或は丁場（チヤウバ）にて、丁男の課功に成りし故か。

潮勢逍流河勢遲、年々潰潦作陂池、誰治河患寬民隱、高貴九河是我師、　栄陰

（町歩）

長竿（ナガサホ） 今長竿村と云ひ、又四近の新田、庄、布川以下を合併す。源清田の東半里、北は柴崎村に連なり、南は利根川を隔てゝ、印播郡矢口、羽鳥に對す、其渡津を下町歩河岸といふ。

元祿紀行常陸帶云、木おろしと云ふより、津の宮まで、十六里が程、船にて下る、河おもてに、洲濱ところ／＼さし出たるに、水鳥のこゝかなる、行かひ遊ぶさまの面白きに、船子どもの濁たる聲して、何事にか有らん、己がしゝ語り罵しれるも、聞知らぬ者の、いとをかし。

金江津（カナエヅ） 今金江津村と云ひ、片巻、平川、十三間戸をも管内とし、明治三十二年、下總香取郡管より、本郡へ轉せしめらる。龍崎より源清田、長竿を經て此に至る三里半、利根の北岸に居り、香取郡高岡滑川に對す、下利根の一水驛なり。

家忠日記に「天正二十年一月、忍の新郷（武藏埼玉郡）より舟にて出候、廿日矢はき（下總相馬郡）迄越候、廿一日かないと迄越候、廿二日に代（香取郡）迄着候」とあるは、上利根より舟にて東下したる航路なれば、かないとは即[illegible]

（十三間戸）

へしは、布佐、布川の間、開鑿の跡尚存せるに因て證するに足る、且古への絹川は、水海道驛に於て、小貝川に合し、文間臺の北を流れしを、寬文の頃、今の流域に變ぜり、故に金江津、片巻等の地に、絹川の字を存する處あり、以て考據と爲すべし、〔香取新誌〕蓋利根川、絹川流域の、古來より變遷、常なかりしは言を俟たず、或は天災に因り遷るあり、或は人工を以て疏鑿するあり、而も今の所謂下利根川は、古への毛野川、小貝川、及び常陸川の末流にして、香取海即是なり。

大浦沼（オホウラ） 今十余島村の西、清久島（セイキウジマ）、餘津谷（ヨツヤ）と、金江津村十三間戸（サンマド）の間に在りて、其支潴を以て、北は新川、南は大利根に通ふ。○寬永以前には利根川は、十三間戸と餘津谷の間を流れ、大浦沼に觸れて、神崎の方へ下りしと云ふ、古の榎浦の流海の跡也。○香取郡志云、下利根川の水脈、往時は餘津谷より清久島を經て、神崎に周流せしを、寬永三年、松崎より神崎を經て、直線に之を新疏す。

（清久島）

十六島（ロク） 古の香取浦、榎浦の跡なるが、近世開拓に就き、下總香取郡の管内に收めらる。明治三十二年、其西部は割きて稻敷郡の所轄と爲る、もと金江津の東北、二島に隣れる地なれど、洲渚沼澤相望み、蘆葭蒼茫の水郷なり。

香取郡志云、十六島は新島（シン）とも唱へ、寬永中に田宅成る、更に之を二分して、上島、中島、結佐、六角、松崎、西代を上新島と稱し、八筋川、卜杭、大島、三島、境島、扇島、磯山、長島、中洲、加藤洲を下新島と稱す、又新島入會地あり、延享元年、撿地高入となれり、全地水患の害あるも、地味到る墝肥沃ならざるなく、且五穀成熟の期、[illegible]に早し、島の中央一小流を横通し、之を横利根川と曰ふ、明治廿二年、諸新田を合せ、横利根以西を本新島[illegible]、以東を[illegible]村と名づけ、結佐、六角の二村[illegible]、十余島村に[illegible]し、[illegible]十六島は、遂に三村に分る

せしが、卅二年、利根川以北の二村は、稲敷郡に編入せらる。

押砂（オシスナ）　今結佐、大角豆なと合せ、十余島（トヨジマ）と云ふ、今江間の南二里、香取郡津宮と相対して、大江の北岸に在り。香取より江戸崎、土浦への驛路は、押砂、幸田（今大須賀村）阿波を過ぐ。

利根川図志云、押砂河岸は、前宿と相対す、中古大水の節、砂押し寄りて平地となる故、押砂と名づくといふ、安波大杉明神（今阿波村）へ参詣の人は、また此河岸より上る、安波へ一里半、阿波崎、北へ指出たる出崎にて、是より見渡し、常陸国幸田（今接幸田）の里へさし向ひて、一里計りの大沼なり、其中の島に、[illegible]の茂、[illegible]の茂と云、二様の[illegible]生じたり、其島を二島と云ひ、其南を男島、女島といふ、[illegible]元年、鹿島社司にて語りしも、[illegible]とその二つは是なり、昔其島に大蛇天降りまし、後今の地に移しまゐらす、牛田の里に其社あり、[illegible]といふ、此二島より時々霊光あり、[illegible]の方へ移りたまふかり、昔しはての地へあへり移りたるとぞ。

二島

結佐（ケッサ）　今十余島村の大字なり、押砂の東一里余、此辺を十余島といひ、[illegible]抑は、此より後にして、十六島の中也。

上島（カミシマ）　今本新島と改む、結佐の東、横利根川の西にして、霞浦と下利根との間なる洲なり。

香取郡志云、古昔は押砂以東の地、未だ陸地となりず、瀬々として、南に霞浦に接し、古歌に之を香取の浦とも称し、水路の要場たりしが、年を経るに従ひ、漸く中洲に泥沙を生じ、之を沖の島と称す、（津宮村久保木宗記に、天文の頃、津宮郷、及び岩崎、佐原、篠原、大倉五ヶ村の居下より、常陸に一里、海なりしが、岩崎の沖に洲出来たるを、[illegible]新田に開くと）天正十八年、江戸崎城主土岐の家臣、石田駿河守澄夫の後、更に徳川氏の堤方奉行、吉田佐太郎に就き、堤河開拓の事を請ひ、[illegible]田を開墾し、一村落を為し、之を上之島と名づけ、十九年[illegible]年四代を開き、慶長十年に島を開けり、[illegible]は今と[illegible]寛西の高島とす。

西代

石納（イシナ）　今本新島村の字なり、[illegible]在り、下利根の南岸に臨し、佐原町の西北一里にあたり、[illegible]と水に隔てたり。

常陸[illegible]札流域、[illegible]風畠雲寶詞、[illegible]迄向青、[illegible]寛永出。　　茶山

東條（トウジョウ）　信太東條と云ひ、中世の庄名なるが、又私俗には東條郡とも云へり、古の信太郡東浦、高田、小野、朝夷、稲敷の五郷にあたり、大略小野川の南、霞浦、鬼怒の北なる一帯の高岸を称す。

常陸風土記云、信太郡小野、朝夷、高田、古渡、信太の五郷は、今河内郡に入る、然も[illegible]、東條（二百七十丁）信太庄の[illegible]に[illegible]、[illegible]東條[illegible]、文治の頃、[illegible]の[illegible]東條氏、[illegible]に[illegible]。

東條部

東條浦（トウジョウウラ）　信太の浦[illegible]、信太浦[illegible]なりにあたり、[illegible]今の[illegible]、[illegible]、[illegible]と、[illegible]。
東、[illegible]傍傳、[illegible]元年、[illegible]、[illegible]。
領守[illegible]大將軍、[illegible]、[illegible]。
馬、[illegible]、[illegible]、[illegible]。
[illegible]、[illegible]、[illegible]。
[illegible]入道、[illegible]、常陸国東條[illegible]。
[illegible]云々」とあり、[illegible]、[illegible]。
太郎時[illegible]、[illegible]、[illegible]納言
入道[illegible]、[illegible]、[illegible]、云々、
[illegible]あり。

乗濱郷（ノリハマ）　和名抄、信太郡乗濱郷、[illegible]、[illegible]。
[illegible]村にあたる、[illegible]、[illegible]に
[illegible]。

淺若濱

[illegible]土記云、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]。
[illegible]。
[illegible]、[illegible]。
[illegible]、[illegible]。
[illegible]、[illegible]、[illegible]。
[illegible]宮大[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]して
[illegible]、[illegible]人、[illegible]。
[illegible]、[illegible]、[illegible]。
[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]。
[illegible]に[illegible]、[illegible]。
[illegible]。

浮島（ウキシマ）　今浮島村[illegible]、[illegible]、[illegible]。
[illegible]、[illegible]、[illegible]。
[illegible]、一島を成す、[illegible]七十町、[illegible]、[illegible]。
人家[illegible]、日[illegible]。
風土記云、[illegible]、[illegible]、[illegible]。
直歩、[illegible]、[illegible]、[illegible]。
[illegible]、[illegible]、[illegible]。
[illegible]、[illegible]、信太[illegible]、[illegible]。
[illegible]天皇、[illegible]、[illegible]人、[illegible]。
[illegible]、此[illegible]。
[illegible]、[illegible]、南に[illegible]。
[illegible]、北に小島[illegible]、[illegible]。
[illegible]、[illegible]。
[illegible]、[illegible]、[illegible]見え、
[illegible]、[illegible]、[illegible]。
[illegible]、[illegible]、[illegible]。文[illegible]
[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]
[illegible]、[illegible]、[illegible]に出る、

十五朝は日數を示さずして、古代の百日、數十の男丈夫を以て一家實とすれば、既に數百の日數あり[illegible]
里七八町餘とす、上古の田制に[illegible]
倍の步と云ふごとし、田宅の七八町に區別[illegible]
す。天足日子天皇、景行の御字は、安房國[illegible]
と相渉り、一事兩傳の疑あり。
藍袋云、覺賀島と云ふ[illegible]、日本紀[illegible]
鵜の名なりと云り、但風土記に常陸國[illegible]
島あり覺賀島と云ふ[illegible]
天足日子天皇、此の村の[illegible]
三十日、其間天皇此の島の[illegible]
台をつかはして、[illegible]
て島取と云ひ、[illegible]
む」と云ふ、此[illegible]
さに申、他の島[illegible]
島宮の[illegible]
らくに[illegible]
岸を阿波[illegible]
即浮島[illegible]
の浮島[illegible]
の浮島[illegible]安婆[illegible]
わきさいさ[illegible]
浮島、[illegible]
此の名く信太[illegible]
新誌云、浮島[illegible]
農守與世下の妻[illegible]
雷安[illegible]
本貫の世[illegible]
と[illegible]へたり、更[illegible]中、住[illegible]
南方三十三箇の一なり、浚に、世[illegible]
あり、者是[illegible]

（安婆島）　（信太浮島）

寫真、[illegible]大夫將門の子[illegible]
の事を記す、昔[illegible]
らず、[illegible]
す、故に[illegible]
[illegible]

阿波崎

今伊[illegible]

[illegible]

安[illegible]

[illegible]

須田

[illegible]

阿波

[illegible]

安[illegible]今は甘田入の[illegible]、[illegible]し、或は
塲[illegible]安[illegible]に[illegible]

大杉神社

今阿波村に在り、[illegible]の境内に屬す。
[illegible]云、[illegible]、安婆
島、[illegible]浮島也、在安婆[illegible]、安塲村
[illegible]、大杉明神也。（[illegible]云、[illegible]二
十宿、[illegible]あり、[illegible]に大杉大明神の社あり、この社
は[illegible]、近世の[illegible]崇敬甚しき故に、
[illegible]、當[illegible]其[illegible]
れり。[illegible]化十二年[illegible]、大杉明神[illegible]、常陸坊
[illegible]と云ふ[illegible]、[illegible]は今めかしくふれ
ど、いとをかし（鹿島にも大杉[illegible]あり）

甘田

今阿波村の大字[illegible]、[illegible]甘田に平
ら、故に甘田入と[illegible]へる。
[illegible]

須賀津

[illegible]

東宮寺

[illegible]

[illegible]八幡
[illegible]等、
[illegible]向之
[illegible]致至
[illegible]北條
[illegible]貢入
[illegible]衛門
[illegible]切
[illegible]鹿島
[illegible]致忠
[illegible]麗向之
[illegible]馳向
[illegible]如此
[illegible]後鑑

建□□年十月□日[illegible]
[illegible]其聞候之
聞、小田以下[illegible]之由、
其[illegible]由披露可申御
[illegible]三
[illegible]同參
[illegible]之間、
不審[illegible]候、頗為
無念[illegible]
(中略)[illegible]可被申候、
諸[illegible]
九月廿九日[illegible]
[illegible]
此状[illegible]

古渡（コツト）

今古渡村と云ひ、[illegible]堀之内等を[illegible]小野川[illegible]。其[illegible]
浦の[illegible]古渡入[illegible]
小野川入[illegible]して、
航[illegible]
風土記に、[illegible]に至り、
古[illegible]に作れる[illegible]
非[illegible]とあるに
據り、[illegible]所をば、
今[illegible]の説にて、
布[illegible]即[illegible]
地の[illegible]
河内郡古渡村、[illegible]
八年、[illegible]
號[illegible]
に代る、[illegible]

[illegible]（古渡入）

馬渡（マワタリ）

今古渡村の大字[illegible]

[illegible]遊の部に[illegible]の一族、[illegible]及び[illegible]に、薄[illegible]なり、[illegible]ならず[illegible]中に、い[illegible]上人の
[illegible]

高田郷（タカダ）

[illegible]

高田（タカダ）

[illegible]

高田熊野神社（タカダクマノ）

[illegible]

椎塚（シヒツカ）

今[illegible]
[illegible]小野川を[illegible]
[illegible]

幸田（カウダ）

今[illegible]
幸田は[illegible]
る[illegible]

市崎（イチサキ） 今幸田と相合せ、大[illegible]村と改む、[illegible]
其間に大字[illegible]
て凡四所あり、第一は小字[illegible]
第三は小字久保[illegible]
最大にして、遺物の數亦多し、抑本邦考古學の曙光は、
始めて彼のモールス氏、大森介墟發掘の日に照されたり
と云はざる可らず、爾來今日に至る[illegible]
間有志の士、孜々として之[illegible]
貝塚、[illegible]
て此等諸貝塚より出たりし土器、[illegible]
と爲さず、然れども[illegible]
また此貝塚の[illegible]
も、多く石世期の遺物を出す、寺は元治元年、火に罹り
亡びたり。
（田福）

榎浦（エノウラ） 古風土記に見ゆ[illegible]（ナガレヤミ）[illegible]して、[illegible]
にあたれり[illegible]
今の本新[illegible]
風土記、信太[illegible]
西毛野河」と云へり、榎浦とは、[illegible]
こと、明白なり。又
榎浦之津、[illegible]常陸路頭、所以傳驛
使等、[illegible]
得入也、
とあるも、[illegible]
下總に[illegible]
里を隔て[illegible]
ずと雖、もしくは市崎などにや、猶考ふべし。（今は市崎
[illegible]
（前許）

[illegible]
對面於彼介。
[illegible]
の地邊に至て、榎浦驛に至り、それより國府に達せし
なり、榎浦津は今の高田浦にて、驛家の址は君山村に
[illegible]
條に「不就所々闕」とあるにて、郡驛の所々に漏門あ
りしこと明なり、
と述べられしも、榎浦を小野川筋、江戸崎入と擬する者
[illegible]

平[illegible] [illegible]

小野郷（ヲノ） 和名抄、信太郡小野郷。○今太田村にあたる、
[illegible]
郡[illegible]
云ふ[illegible]小野の本郷なり[illegible] 小野は今寺内、[illegible]
内と共に、[illegible]合せらる、江戸崎の南一里、龍崎の
東[illegible]寺三四町
に在る。

逢善寺（ホウゼン） 小野に在り、[illegible]
僧[illegible]の田疇を保有したりと云へ[illegible]由緒ある名場
ならん、境内に觀音堂あり、又一書、逢善寺[illegible]
[illegible]逢善寺の封
内に非ざりき、別に一[illegible]寺内の名のみ遺れるに似たり。[illegible]
[illegible]小野堂の
[illegible]

太田（オホタ） 今太田村と云ひ、小野、寺内を合すれど、小野の
[illegible]
[illegible]

[illegible]

柴崎　[illegible]羽賀（ハガ）[illegible]
[illegible]あり、崎の名も偶然に非ず。

伊佐津（イサツ）　今柴崎の管内なれど、稲北に離れ、岡の北崖に在りて、小野川の低谷に臨みたり、伊佐津より江戸崎、古[illegible]

（良佐伊）[illegible]

朝吉郷　[illegible]小野[illegible]の[illegible]に[illegible]。
[illegible]郡郷考云、今河内部根本村にアサヒナと云ふ地あり、是れ郷名の遺なり、此地のあたりに、朝日氏あり、其地は[illegible]所たるにや。

根本（ネモト）　今根本村と云ふ、[illegible]、北には小野川[illegible]出づ[illegible]。

長峰（ナガミネ）　[illegible]改む。根本の西、八代の東にして、[illegible]に位すれど、[illegible]り。中にも[illegible]

（戸塗）　牧橋、[illegible]

稲敷郷（イナシキ）　[illegible]の西に[illegible]

[illegible]なれど、[illegible]あり。
[illegible]也、其里西、飯名社、此即筑波岳所有、飯名神之謂[illegible]也」とあり、葦原は今龍ヶ崎以下、長楠、源清田より、下[illegible]の地にいたり、[illegible]なりし時、二国の界にある池なるを以て、二国の人々競[illegible]せ[illegible]て、稲敷といへるは、飯名の神の敷地なる故の名なり、後に八代となれるも社にて、其神の社より地名とはなりしなり、[illegible]羽賀村也）にいたるは、古の官道なりし故に、夫木抄、[illegible]らはぬいなしきの里」次郎百首「いなしきや外面の田井にふす鴫のかくれぬはかりひつち生にけり」皆此地なよ[illegible]にて、稲敷を経由して古官道なり、といはれしは、従ひ難し、別に細論あり。

八代（ヤシロ）　今[illegible]、八原村と云ふ。[illegible]
郡郷考云、風土記に葦原云々、其里西飯名社云々とあるは、稲敷里の残簡逸文なり、葦原とは、今の谷原（ヤハラ）領なれば[illegible]ば、稲敷とあるも社の義にて、八代村とも称へしなるべし、別府文書、本部の人屋代（ヤシロ）彦七常信あり、此村人か、[illegible]あり、[illegible]年中まで、[illegible]代氏[illegible]たりといふ。[illegible]

[illegible]経遂其地人。

飯名神社　[illegible]と、其称は相似たり。○新誌云、八代村の稲塚、大なる土[illegible]あるべし、葉悉く一葉なり、その下に一葉稲荷とて小祠あり、この稲塚、俗人これを筑波山とも云ひ、上に筑波[illegible]

貝原塚（カヒハラヅカ）　今八代に合せて、八原の村名を立つ、八代の西北[illegible]

（高井）[illegible]

羽原　[illegible]

一泉（イヅミ）　今八原村の大字にて、貝原塚の東北なり、小野川にのぞむ。○新志補云、泉村の戎跡は嘴手（カワメツ）とよばる、東北水田[illegible]

（龍崎城址）

重忠（式部少輔）之に居る、小田氏治と小貝（信太郡小坂
村）に戰ひ之に死す、子[illegible]も出て[illegible]、[illegible]常陸[illegible]
精考、舊國志」

龍崎（リウガサキ）

今龍崎町、人口五千五百、谷原の低野の中なれど、[illegible]
東傍に獨基の岡あり、北方は丘隴連續して、女化
原に至るを以て、形勢甚卑ならず。牛久沼川水は、近く
市街の南を流れ、小貝川、新川、利根川の諸水は、田部
の外を回る。[illegible]道は佐貫まで三里の支線を[illegible]、土浦、
[illegible]等の幹線に連絡す、北[illegible]
[illegible]十一年、[illegible]伊達[illegible]の陣屋を[illegible]、江戸[illegible]
[illegible]の地、一萬石[illegible]治めし[illegible]、[illegible]
[illegible]まりて、[illegible]に市[illegible]し、今[illegible]
[illegible]部署[illegible]り。
利根川圖志云、龍ケ崎には、[illegible]の陣屋あり、享保十
三年、藩主[illegible]の鹿島道の記に「[illegible]常陸入[illegible]、此[illegible]
[illegible]の住[illegible]、[illegible]
が崎よりは十餘里をへだて、はるかなるよしないふ、此
度こゝに來る序に、見まほしくおもひしに、ほど遠けれ
ば見ずして過る事、いと本意なし、此にあたりて古城[illegible]
り、これは[illegible]のころ、土岐左衛門[illegible]といへる人、
住みける跡なりといふ、四方に堀のかたありて、築立た
るやうなる山[illegible]なり、[illegible]木枝を[illegible]、[illegible]かに
して、中に谷をへだて、二の曲輪をかまへしと見えた
り、[illegible]の東に[illegible]といへる[illegible]、[illegible]に[illegible]
みて、見渡し侍るに、東はかしまの海見えて、眺望かぎ
りなし、南は田面はるかにつゞきたり」云々。
常[illegible]云、當[illegible]江戸崎に[illegible]
[illegible]といふ人あり、其始祖は美濃國土岐郡に住せしが、
右京大夫[illegible]、常陸の國司、[illegible]大納言[illegible]を守りて、
當國に來りて住居す、是江戸崎、[illegible]の[illegible]なり、
されば[illegible]武勇の家なれば、[illegible]を代とり、[illegible]

駒塚、羽賀、小野、古[illegible]、[illegible]、佐[illegible]、若島、[illegible]、
[illegible]、中田、長[illegible]、若山、[illegible]
[illegible]、[illegible]郡、河内郡に[illegible]
こりける。
[illegible]
[illegible]へり。
[illegible]云、[illegible]、下[illegible]、[illegible]此に在
[illegible]
開は東茨城郡宍戸庄の中なり、宍戸は小田族にて、下
河邊族に非ず、猶考ふべし。

駈馬

今[illegible]、佐貫[illegible]
西北なる岡に倚り、其南なる低野は、門倉新田と
[illegible]す、此[illegible]、牛久沼[illegible]、[illegible]北[illegible]
[illegible]
[illegible]之。

（田沼）

馬と見ゆ、〔郡郷考〕[illegible]、鶴[illegible]記に見ゆ、即駈
馬の[illegible]、〔[illegible]志〕又[illegible]、[illegible]、河内
[illegible]と見えたり。

若柴（ワカシバ）

今駈馬と相合せ、駈馬村と改む、駈馬の西北一里、
牛久の南一里、牛久沼の東岸に在りて、沼[illegible]出
づる溝水は、[illegible]下の低野を[illegible]す。
金龍寺（キンリウジ）　[illegible]の[illegible]上に在り、天正十九年、[illegible]瀨氏（國繁）[illegible]
[illegible]此郡に移封せられ、牛久に居城するや、[illegible]
[illegible]する者にして、[illegible]
中の事蹟。（牛久の新地、東林寺に合看すべし）

佐貫（サヌキ）

今駈柴村の管内にして、若柴の岡の下なる野中の部
落を云ふ。牛久沼の東南濱にあたり、堤防を以て相持し、
二溝を通す、一は排水路にして、入間落と呼び、小貝川
[illegible]、[illegible]用水と呼ばれ、[illegible]、谷[illegible]
[illegible]村へ注ぐ、佐貫[illegible]、松戸、我孫子[illegible]、水
[illegible]する[illegible]の[illegible]、龍ヶ崎への支線を此に分つ。
赴水[illegible]中作　[illegible]
下[illegible]、[illegible]水[illegible]、
[illegible]
[illegible]入[illegible]、[illegible]
[illegible]　今[illegible]、河内郡[illegible]とい
ふは此なるべし、蓋、和名抄、鵠を比[illegible]鳥と注し、爾雅、
鷺一名鵠とあるに據り、古人[illegible]に作りしを想ふべく、
[illegible]

榛谷鄕

和名抄之を[illegible]、[illegible]
して、河内部の一鄕[illegible]の脱失を[illegible]、今[illegible]
[illegible]
[illegible]、甲[illegible]に合はされず、[illegible]信

[illegible]けず。榛谷は、河内郡の屬にして、若柴の近、信僕は信[illegible]

[illegible]

是る。榛谷の驛址は、特に徴すべきなけれど、方位里程は、當然若柴り地に擬せらる。

牛久（ウシク）

今牛久村[illegible]

北儀に在り[illegible]

氏、相繼ぎ陣屋を置きし所なるを以て、稍城邑の形狀を備へたり。

[illegible]

[illegible]久野に陣すとあれど、典據

[illegible]

（山遠）

河内郡二十七町七段半

足高[illegible]　[illegible]

[illegible]　小[illegible]

鷲栖一町七反　羽原一町九反大

[illegible]　[illegible]

遠山二町七反

牛久の名は見えず、名義又知れず。上總國にも同名ありて、烏宿にもつくる。

新地（シンチ）

今牛久村[illegible]

[illegible]あたる聚落をいふ、東林寺あり。

[illegible]

牛久城址（ウシクジヤウシ）

今城中と字し、西南に湖澤を帶せる一丘陵の[illegible]

[illegible]

て、由良信濃守國繁を封す（上州新田金山より來る）慶長六年、山口重政（但馬守）由良氏に代り移封、一萬石、

[illegible]

（中城）

牛久沼（ウシクヌマ）

[illegible]

し、南に逃路ありて、長二十餘町、以て小貝川へ通ず。

[illegible]

西、栗山、足高、萱場等は、今筑波郡の屬とす、沼の下

[illegible]

町を隔つ。林巒煙波相掩映し、一勝景を呈す。

[illegible]

大山（オホヤマ）

[illegible]

の方より遠望するに、丘阜の上にありて、大山の名に負かずと、東國戰記に、大山氏の人々の、牛久城主岡見氏

[illegible]

女化原

[illegible]

東場の東北一里。

[illegible]

小茎

[illegible]

等、谷田部城にあり、出でて小茎、高野を略し、遂に東輪

赤城を攻む。〔東鑑、[illegible]、野口覺書〕

大井（オホヰ） 今[illegible]村の大字にて、牛久の北一里半に、小野川の流に沿れり。大井庄とて、中世の庄田ありしに、今の岡田村へも渉りしならん

郡郷考云、弘安作田惣文、常光田文、并びに大井庄七十六丁一段と載す、是れ河内郡大井村を本とし、何の世、[illegible]人の置きたる庄にや、勘文此庄より上に、又大井四丁一段六十歩とあるは、公田數にて、其[illegible]を庄田私領とせるなり。

猪子（シシコ） 今岡田村の大字とすれど、牛久と[illegible]の間にし、土浦驛路之を貫通す

岡見（チカミ） 今柏田、大和田、結束（ケツトウ）等を合せて、岡田[illegible]牛久の東、[illegible]の北にして、小野川[illegible]を占む。中世岡見氏あり、地方の豪族たり、[illegible]岡見[illegible]、諸書或は尾上（チカミ）に作る。

（上尾）

稲志云、岡見氏は、河内郡岡見村より出て、小田氏[illegible]といへり、小田治久の二子某、始てこの地に居て、岡見氏となる、[illegible]は足高に居し、[illegible]は谷田部に住す、足高左衛門佐、[illegible]一男一女あり、男は宗治、中務少輔と稱す、女は[illegible]氏に嫁す、左衛門没するとき、宗治幼なり、[illegible]江戸崎の[illegible]大膳大夫治頼の二男、越前守頼勝を以て、[illegible]門の名跡に合せ家政を見せしむ、二女あり、一は上總の酒井左衛門佐に嫁し、一は古内下野守に嫁す、宗治長して頼勝は家務を讓り、入道して[illegible]と云ふ、[illegible]合はず、天正十五年、多賀谷重經、足高を攻む、[illegible]、重經に通す、故に没落して牛久に走り、[illegible]倚る、同十八年、治房没落の時、宗治も亦浪々の身となりぬ。

小野川（ヲノ[illegible]） 稲敷郡の中央を[illegible]地は、今筑波郡に屬し、小野川村と云ふ、[illegible][illegible]北に轉り、猪子、岡見を經て、島田、[illegible]の間に至り、[illegible]、吉山、[illegible]に轉折して、直に東北に流れ、[illegible]小野郷の北を過ぎ、江戸崎に至るや、水勢[illegible]して、一湖池を爲す、或は稱して江戸入と云ふ。而も北[illegible]、終に霞浦の[illegible]、長九里。

[illegible]小野川は、岡見の[illegible]下に[illegible]、[illegible]、信太[illegible]太庄に分ちたり。

信太郡

明治二十九年廢し、稲敷郡[illegible]當時面積十二方里、十四町村、人口三萬許、江戸崎に治せり。

信太は、又信田、志太に作り、古今の[illegible][illegible]請ひて茨城郡の七百戸を割きしものとつたふ。然らば、[illegible]「常[illegible]」[illegible]の内、何れか郡司とはなりけん、續紀「延暦五年、信太[illegible]授外從五位下、九年、授太成外從五位上、養老七年、信[illegible]」などあれ[illegible]（[illegible]）[illegible]

（郡太志）

[illegible]國、[illegible]信太[illegible]、云々、「[illegible]」

[illegible]信太[illegible]之急呼、[illegible]

常陸さし[illegible]かむ[illegible]してつげて[illegible]

信太郡衛人[illegible]

[illegible]常陸之方也」[illegible]

殿の舊址は浮島かと云へど、明徵なし。

[illegible]

ならん。

紀八郎貞頼の子、貞守、貞司を殺さ、(菅谷系圖)志庄司太郎貞守。應永四年、庄司太郎は、八田[illegible]に代[illegible]、世事を[illegible]る、[illegible]し、鎌倉道路を修築せしむと云ふこと、東鑑に所見あり。○長祿三年、古河成氏の兵と、佐竹、鹿島の諸氏、信太庄に戰ふ、其地を知らず。

去年十一月、於當州信太庄、合戰之時、兵部大輔入道父子三人、令討死之由、實定(佐竹義俊弟)注進到來、尤神妙、彌可抽軍功、仍太刀一腰、助次、遣之候也、

四月廿八日(寛正元年)　御判

常陸入道殿(御内書案)

(信太流海)

古風土記、信太郡の四至を錄して「東信太流海、南榎浦流海、西毛野河、北河内郡」とあるに就き、諸家の疑義あり。信太流海とは、香澄浦の、信太の東北面に瀕するを指せるなれば、實は東と爲し難し。又榎浦を小野川の江戸崎入に擬する說あれど、固より信け難し、谷原の沼澤こそ、古の榎浦にして、毛野川之に通したれ。西毛野河とあるは、最も疑ふべしと雖、已に東北を東に見做せる四至なれば、西と云ふは實西南にして、稻敷郷、朝夷郷の西南、相馬郡との間を、毛野河流れたるをいへるなり。北河内郡とあるも、實は西北なること、上の例に準して知られたり。

志萬郷

和名抄、信太郡志萬郷。○今詳ならず、島田を其遺唱なりと云ふ、島田村にあたる歟、稻敷郡の東北に當る。郡郷考云、志萬郷は今島田村なるべし、此地は小野川にそひ、地勢古治郡の高島郷に類似し、那珂郡志萬郷も今島田村と云ひ、志萬の名の短かしりを以て、言葉を加へたるにて、其例諸方に多し。

島田

今久野、奥原、非之岡、桂等と相合せ、奥野村と改む、龍崎の東北一里半にして、小野川は此地にて乙戸川を容る。[illegible]石神誌云、石器を崇拜して石神と云ふこと、多くは[illegible]石棒なる、[illegible]一例は、島田村の石神なり、其に祠宇經營せられ、衆人の信仰も盛なり、而して近隣人多くは男女下部の疾病を治するにあり、病氣全快する時は、木或は石を以て、男根形を大小隨意に作りて神前に捧ぐ、其數多きは百以上に及ぶ、斯る風習は、維新の際、一時破壞廢亡せしも、後復興る、想ふに、男根の形を作りて、神前に供するは、近世に始まりしものにあらず、遠き古代の遺風ならんか、古語拾遺に曰く、

昔在神代、御歳神發怒、以蝗放其田、苗葉忽枯損、似篠竹、於是、大地主神、令片巫肱巫、占求其由、御歳神祟曰、宜以牛宍、置溝口、作男莖形、以加之、以薏子、蜀椒、吳桃葉、及鹽、班置其畔、仍從其教、

右の文によれば、木石の區別明瞭ならざれども、男莖形を作り以て神を祭れるは、事實なるが如し、後世多少の變化はあるも、古代の風習の今日に存するものといふべし。(一書に竹原驛の道鏡社も男莖形を祭ると云へり)

久野

今奥野村の大字にして、島田の北半里、乙戸川の一岸に緣れり。久野の西を桂といひ、鹿島祠あり、古樹秀を競へり。圓覺寺文書、常陸國信太庄内久野郷、[illegible]菊丸跡、應永廿四年三月、云々。

(桂)

奥原

今久野、島田と相合せ、奥野村と改む、島田の東にして、乙戸川の[illegible]、小野川の左涯の[illegible]に[illegible]。奥原の北なる非之岡は、嘉暦中の東寺文書に、信太庄内飯岡郷と云ふにあたる。(新[illegible])

(飯岡)

子方郷

和名抄、信太郡子方郷。○今君原村にあたる、即志萬郷の東北にして、信太郷の西隣なり。郡郷考云、子方は今の大形なり、圓密院應永廿五年文書に、大方郷とあるに當るべし、甚子と小と訓義相通し、小を大に改め、大となせる例、諸國に多し。○大方は島田の東北一里半、江戸崎の東北一里半、[illegible]中に在り、[illegible]、三十一米突と記さる。

(大方)

君島

今大方、道原、塙等相合し、君原村と改む、塙は東寺嘉暦文書に、信太庄塙郷とあるにあたる。

上條

今君原村の大字にして、君島、大形の西隣なるが、元は信太庄を上下二區に分ちて、上條、下條と云へること見ゆれば、其上條の遺地か。

大野郷

和名抄、信太郡大野郷。○今詳ならず、或は大谷に擬すれど、彼地は信太郷内なれば從ひ難し。君山、羽賀の邊に、郷名の疑すべきなければ、即此歟。大方郷の東南にて、沼澤(小野川)を隔て、小野郷と相對せり。

君山

今松山、羽賀、村田と相合せ君賀村と改む。龍崎の東二里餘、奥原の東南に隣る。小野川は、君山の南邊を過ぎ、東北に轉して、江戸崎入に向ふ。

羽賀

君山の東に松山あり、松山の北は羽賀なり、江戸崎の西南一里。舊說、此地を以て、延喜式の榛谷驛の遺名と論じたれど、諸驛の方位、道程の遠近を推すに、此には非ず。疑似の名稱の故を以て、羽賀を榛谷と定めしは、循盡さざる所あり。○關城繹史云、延元二年七月、常陸宮軍、[illegible]、佐竹[illegible]、[illegible]攻之、[illegible]、古信太郡[illegible]條、今[illegible]河内郡、其太田村、有大掾族、東條氏壘、蓋是、東條氏[illegible]、今信太郡羽賀村北。

郡郷考云、榛谷驛は今羽賀村是也、抑風土記に、榎浦之津といへるは、即江戸崎にて、江戸崎、羽賀より西北、島田、久野、福田、吉原の諸村の野中に、松の並木處々に殘りて、土人鎌倉海道と唱ふ、是れ古の榛谷の官道にや、羽賀の隣村君山に、長者の宅址あるは、蓋驛長の居

れるにて、亦古驛の廢寺なり、驛長を長者と稱へしなり、廐牧令に「凡驛、各置長一人、取驛戸內家口富幹事者、爲之」と載せられ、東鑑にも、建久元年、早馬の事、長者の事と見えたる文中に、[illegible]

時崎（トキサキ） 今沼田、小羽賀、靑々山、月出里と相合せ、沼里村と改む。羽賀の北にして、江戸崎町の西なる岡陵の間に散居せり。

月出里（スダチ） 今沼里村の大字とす、大形の南にして、江戸崎の西一里半。[illegible]に、月出里の文字を殘せること、其故を知らず。

江戸崎（エドサキ） 今江戸崎町、人口三千五百、龍崎の東北四里、小野川の西岸に縁り、丘陵其背を遶る。小野川は、江戸崎の東北に於て、[illegible]に[illegible]、一箇湖を成す、南北十八町、東西十二町。此湖より、更に狹水道を經て、古渡入に通ず、[illegible]、呼びて江戸崎入と曰ふべきなり。

（江戸崎入）

風土記、西野氏の註に「信太郡東條の內[illegible]、古木將門記[illegible]、古名榎浦津、即江戸崎也」といへり、[illegible]考にも、[illegible]門記[illegible]ならず。此地は、戰國の頃に、土岐氏[illegible]城塞あり、天正中に、佐竹氏の[illegible]の舊主、實は佐竹義重次男）江戸崎城に居り、[illegible]四萬八千石を領せしが、慶長七年廢城。

江戸崎城址（エドサキ） [illegible]、江戸崎、[illegible]、八幡臺、面積五六千坪、[illegible]中、土岐[illegible]、信太[illegible]、[illegible]鎮及所と稱す、[illegible]孫世世[illegible]、天正十八年、豐臣秀吉[illegible]時、[illegible]

蘆名盛重を置く、慶長七年五月、德川公、佐竹氏に命じて、出羽に移らしむ、盛重亦從ひ去り、佐竹の[illegible]皆退去し、城遂に廢す。

八十餘人の[illegible]、「[illegible]系圖」[illegible]、信太[illegible]り、[illegible]、沼田常陸守[illegible]北條[illegible]、[illegible]戰死し、子[illegible]、「[illegible]系圖」土岐原氏と稱す、「[illegible]」[illegible]、[illegible]頭たり、[illegible]昔其を[illegible]、信太[illegible]、[illegible]加へ[illegible]、「系圖」云信太莊に[illegible]、信太莊[illegible]。

〔関八州古戰錄〕天正十二年、上杉[illegible]に遣し、[illegible]、[illegible]、[illegible]有京[illegible]十三人を[illegible]、[illegible]あり、[illegible]原[illegible]、[illegible]ふ、[illegible]十二年、[illegible]、人[illegible]に付け、且[illegible]

不動院（フドウヰン） 江戸崎町の北に在り、[illegible]、慶長[illegible]に、[illegible]、[illegible]、中[illegible]、[illegible]、[illegible]一名[illegible]と號る。[illegible]、[illegible]の[illegible]、[illegible]十八年[illegible]記云、[illegible]、[illegible]「信

太一の不動尊、これは京の東寺[illegible]におとしたる由也、不動院めしよせ[illegible]。

[illegible]云、江戸崎不動院は、富士山東光寺と稱す、慈眼大師[illegible]に[illegible]、慶長十八年、豐臣秀吉公、[illegible]、拔小田[illegible]城、時[illegible]、[illegible]常陸河內郡信太[illegible]六萬石、[illegible]大納言[illegible]、[illegible]尊也、此地[illegible]七百餘[illegible]、同十九年、[illegible]不動院、迎[illegible]、寺[illegible]田數十頃、[illegible]、慶長四年、[illegible]云々、境內に不動堂、山王宮あり、寺中十坊、末寺門徒一百餘。

管天寺（クワンテンジ） 不動院の東北なる丘上に在りて、大湖を下瞰す。曹洞宗、延德二年、土岐氏之を創し、[illegible]道を招請したる寺とす。[illegible]、[illegible]守正和尚に[illegible]、[illegible]、[illegible]に[illegible]し、長[illegible]、[illegible]に[illegible]、[illegible]に見り、之をくうして東[illegible]に[illegible]、[illegible]世寺に、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、永享[illegible]、[illegible]六年、[illegible]、聽請して[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、永[illegible]、[illegible]、[illegible]、永元年、

大念寺（ダイネンジ） [illegible]の西南に在り、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、下[illegible]、入[illegible]、[illegible]

吏角上、慶長十年、[illegible]、大谷寺、[illegible]津村、云々。

(嶋崎)

信太郷

[illegible]、信太郷信太[illegible]、今[illegible]村、[illegible]、大谷、與津等のあたる。即子方郷の東、濱、高田二郷の西、水海を隔てたり。

[illegible]て、今の安中村ならん、其説、彼條下に出たり。

嶋崎

今佐倉[illegible]、嶋崎村といふ、江戸[illegible]の北一里餘、[illegible]西南岸に同名の部落あるが、[illegible]には東條古戸と[illegible]いへり。

東寺文書、[illegible]に、信太庄嶋崎と云ふ、この嶋崎なり、[illegible]は、天台宗、[illegible]は吉田十石、江戸崎不動院の属末なりしかど、信太庄の一古刹にて、舊記あり。

佐倉

今嶋崎村の大字なれど、古[illegible]に在り、[illegible]に往来する[illegible]なり、[illegible]四年七月、[illegible]に、同十七日、[illegible]信太庄之[illegible]、佐倉城[illegible]、東條[illegible]、[illegible]

(青谷)

大谷

今信太[illegible]、[illegible]に、田氏、[illegible]、今在[illegible]。佐倉の[illegible]、[illegible]大谷[illegible]、[illegible]嶋[illegible]、[illegible]、見え、

[illegible]

宮地

今[illegible]の大字[illegible]、宮地[illegible]、嶋崎と安中と[illegible]の西北に[illegible]。

安中

宮地入の北岸なる、半島狀の地、今其諸部落を合併して、安中村と爲す。古文書に、安中の津といへば、由緒ある名とす。〇新誌云、東寺文書、嘉暦中のものに、信太庄飯岡郷、安戸郷なとありて、安戸は安中[illegible]

馬見山

今安中村の大字にして、馬掛といふもあり、蓋、[illegible]古牧なりと曰はれしは、いかにや。

ひたちなる小野の[illegible]　大納言朝光

おりける、〔新千載〕

今按、此に小野の牧と云ふ、たゞ御牧をおほらかに野といへるにすぎざるべし、小野郷に馬牧と想はるる證も見えず。（[illegible]郡郷考云、小野の御牧とは、[illegible]て小野郷の地歟、而も丘隴の上にして、水に乏しければ、放牧に宜しからず、されど牧地は、[illegible]、[illegible]なる事知らる、歌はうつし花に、うつし鞍をいひかけられたるなり、うへしは誤なり。

大山

今安中村[illegible]、[illegible]大山村の高隴の上に、岡平と呼びて、長者宅址あり、今居人なけれど、多く敗瓦あり、其地に清泉ありて、方一歩に[illegible]、[illegible]家常の用とする所の泉あり、此長者は、方俗相つたひ、生田長者満[illegible]と名[illegible]、[illegible]に因みあるに似たり。

[illegible]存。〇今按、原書「今存」の下に「雄栗之村、從此以西高來里」云々と載せたり。諸家の句讀、「今存雄栗之村」とよみ、因りて、碓井、即雄栗村に存在すと釋けるは誤れり。碓井とは、雄栗以下の句と相連なる所なし、且雄字は[illegible]にて、[illegible]、[illegible]は木原、もしくは安中の邊にありしならんも、後世其名を傳へざるのみ。

岡平

[illegible]に作り、大山と[illegible]共に安中村の大字[illegible]なる岡隴の名にして、明治十一年、此に石器時代の遺蹟[illegible]、此近地、木原、島津、阿見の諸所にも貝塚あり。

大塚

[illegible]

木原〈キハラ〉 今木原村と云ひ、請領〈ウケリヤウ〉、大須賀津、茂呂、[illegible]大谷、宮地等を合す。江戸時より、佐倉を經て、木原まで二里、霞浦の土浦入〈ツチウライリ〉の南岸にて、土浦町を去る二里。

楯縫神社〈タテヌヒ〉 今木原村に在り、延喜式信太郡の名神大社。されど、竹來[illegible]山の南にも、楯縫神と云ふあり、風土記に、高來里と云ふは、即楯縫神[illegible]と同處ならむ。而も木原を一宮、竹來を二宮とせで、木原なる[illegible]べし。

今楯縫社は[illegible]命と云ふ傳ふ、信太郡中[illegible]村の鎭守にして、即木原の一宮也、上古、[illegible]靈寺にて、杉檜蓊々と生す、因りて木原と云ふ、[illegible]人の翁、忽然出現し、里人に告げて曰、[illegible]此宮を見て[illegible]一つ[illegible]の小叢に入り[illegible]、此里に宮居を始むと云へり。

茂呂〈モロ〉 今木原村の大字とす、[illegible]、〔常陸二十八社考〕[illegible]信太庄茂呂郷と載せしは、即此。

島津郷〈シマツ〉 和名抄、信太郡島津郷。〔今木原村、舟島村にあたり、信太郡、[illegible]郷の北とす、舟島とは、近年島津に、舟子を合せたる新名のみ〕

舟子〈フナコ〉 今島津、及び馬掛〈マカケ〉、竹來と相合せ、舟島村と改む、木原より舟子へ半里、舟子より馬掛へ[illegible]里、

（馬掛）香取大禰宜文書、寶安[illegible]中の[illegible]に、フナコノ津とあるは此なり、[illegible]
〔新志〕東[illegible]に、小川[illegible]、[illegible]治部、云々。

竹來〈タク〉 今舟島村の大字にて、[illegible]

[illegible]

阿彌郷〈アミ〉 和名抄、信太郡[illegible]、今の阿見村にあたる[illegible]

（阿見村）

阿彌神社 今阿見村に在り[illegible]

阿見 今[illegible]

若栗 今阿見村大字にして、[illegible]

（[illegible]）大[illegible]に[illegible]と云ひ、東[illegible]中[illegible]に信太庄内若栗郷といへり。

古[illegible]云、[illegible]、信太郡の條に、郡北十里、碓井（中略）今[illegible]、[illegible]以西、高來里云々とあり、今[illegible]、[illegible]信太郡の内に、若栗[illegible]あり、これに[illegible]、[illegible]とあれば、[illegible]の誤にて、今の若栗なるも知るべからず、然れども、若栗村は、竹來（古の高來）の南にありて、信太郡よりは少し北によりたれども、[illegible]云は[illegible]南にあたれば、さては風土記の文と差異あり、たしかに定めかたし、且碓井の名聞えざれば、今[illegible]を缺くなり。

中山氏の[illegible]、[illegible]、及び高來の位置を判斷せられしは、[illegible]を缺くゆゑに[illegible]、[illegible]村に存在する者と判せんとせられしは、[illegible]の[illegible]に出づ。高來郷を、後の竹來村に引きあてられしも非なり、原書の意に據り、今の若栗の南なる[illegible]川の辺を、古の高來郷と判へきのみ。

高來郷〈タカク〉 和名抄、信太郡高來郷。今[illegible]日[illegible]にあたる、[illegible]郷の南にして、[illegible]の北なり[illegible]之を貝[illegible]、[illegible]、竹來に引きあつるは、[illegible]土記の文意に背くのみならず、[illegible]にも合はず。[illegible]邑[illegible]云、高來とは、風土記の意によれば、[illegible]とありて、高行の[illegible]におけたるなり。

風土記、信太郡、碓井之南、從此以西、高來里、古老曰、天地權輿、草木言語之時、自天降來神、名稱普都大神、巡行葦原之中津國、和平山河荒梗之類、大神化道已畢、心存歸天、即時隨身器杖、俗云[illegible]甲戈楯劍、及所執玉珪、悉皆脱屣、留置茲地、即乘白雲、還昇蒼天。

今按、[illegible]に、信太庄竹來郷と云へるは、古[illegible]にあらずして、[illegible]の竹來なるべし。

荒川〈アラカハ〉 今荒川沖、荒川本郷、[illegible]、[illegible]田、吉原等、相合して荒川村と改め、阿見の西一里半、土浦驛路にあ

(鹿賀)

たり、[illegible]より、其野木は、[illegible]川[illegible]、小
野川の一支流なり
荒川沖[illegible]より、同は谷田部[illegible]、[illegible]同見[illegible]
[illegible]、同見[illegible]に、[illegible]

吉原 今朝日村の大字なるが、荒川の東南一里半、久野の北[illegible]、香取[illegible]中[illegible]、吉原[illegible]とあるは、[illegible]一方[illegible]なり[illegible]にて、吉原てふ在名の一家の有りしを知るべし。

筑波郡

(見攻波)

筑波郡 [illegible]、[illegible]の西にして、小貝川を以て、西は結城郡[illegible]と、南は北相馬郡と相隣り、北は真壁郡に接す。今面積二十方里、人口八萬、二十七町村に分ち、谷田部に治す。

ツクバの名は、古音清むべき由、本居氏の清濁考に合勘すべし。又倭用に、筑を築に作る者多し。

筑波は和名抄、[illegible]と注し(景行紀、[illegible]に作る)九郷に分つ。其筑波郡は、後世割けて新治郡、[illegible]たれど、南方に河内郡の数郷を併入したるを以て、境域頗増大せり。風土記に「筑波郡、東茨城郡、南河内郡、西毛野河、北筑波岳」とあれど、精く云はゞ、北は筑波岳并真壁郡とあるべきなり。[illegible]に、筑波郡の四至[illegible]、[illegible]に足らず、[illegible]宮本氏の[illegible]に、[illegible]や(いはん)上古の國造は

國造本紀、[illegible]世、以[illegible]、古老曰、筑波之縣、[illegible]

(國紀)　(國波筑)

[illegible]筑波(一本[illegible])、[illegible]日、[illegible]。[illegible]

[illegible]波命の後たること知べし。

[illegible]くとつゞけたるならん。

さ[illegible]、[illegible]は、河内[illegible]も籠めたりしこと、想像に難からず。即茨城、新治、結城等に北隣して、一境界を成せるなり。かくて、國郡制置の後、中世に及びては、南北の分[illegible]、[illegible]北條とも云ひ、櫻川を以て相限りたり。[illegible]に、南條方穂庄とあるを見れば、北條は小田庄ともいへるにや。又田中庄の名起りて、南條方穂庄、及び河内郡の西境を田中と混称したるは、[illegible]、[illegible]の[illegible]地に至り、其河内、新治との[illegible]は、頗[illegible]を見しが、近時(明治二十九年)更[illegible]る所あり、[illegible]

河内郷 和名抄、信太郡河内郷、今[illegible]足高、小[illegible]の邊なるべし。其河内てふ名義は、毛野河に[illegible]地[illegible]にあたれば、しか[illegible]也、東は稲敷郡牛久沼に堺す。

宮本氏郡郷考云、河内は、今筑波郡足高城中の地なるべし、[illegible]其中の[illegible]にして、[illegible]るべき事は、疑ふ所なきなり。

(加太阿)

足高 今[illegible]、[illegible]るを知らず。牛久沼の西、小貝川(古の毛野川)の北岸の岡に倚り、[illegible]谷田部[illegible]、文[illegible]二年、

寄進領地實[illegible]事、在下總國管相馬郡、
西[illegible]

[illegible]江口と云ふ、[illegible](相馬郡)に[illegible]り、[illegible]に、古代の[illegible]、相馬[illegible]河内郡に通じ、今の若柴の地は、即[illegible]、別に牛久沼の西を過ぐる者は、足高、[illegible]筑波、真壁に往来したること[illegible]。

足高の[illegible]山[illegible]、[illegible]り、即城址なり。[illegible]

女婢妾の肩を指揮して、窯戸を破らしめ、これを積て火を放ち、石壁岸上より押落さしめ、寄手の兵を拒ぐ、敵兵遂に入ること能はず、重経兵を引て帰る、城中以て全きを得たり。〔國誌古戦記〕〔板橋、及び谷田部に見るを合考せよ〕〔古戦録云、重経既に足高の[illegible]度、後詰として[illegible]小[illegible]の高[illegible]三河守時安、牛久の足[illegible]治部少輔、若干の[illegible]に押来り、下妻勢[illegible]、重経は[illegible]の西南に當る[illegible]の間道を[illegible]、[illegible]多田[illegible]岩瀬[illegible]へ乗入りしを、[illegible]陣を[illegible]年、重経[illegible]、終に足高、[illegible]、若[illegible]し、牛久、[illegible]、小金まで[illegible]り、

萱場（カヤバ）（田瀬）　足高城中の南なる[illegible]、[illegible]小貝川の[illegible]畔に居る。其[illegible]、[illegible]牛久沼[illegible]なる斥候に[illegible]、[illegible]一里、[illegible]萱場と名づけらる

戸崎（トザキ）　今戸茂（トモ）、上島、中島、下[illegible]、[illegible]村と改む。足高山南に隣り、中[illegible]、[illegible]り、西も戸茂、戸崎は[illegible]に倚り、[illegible]

谷井田（ヤイダ）　今平柳（ヒラヤナギ）を合せ、谷井田村[illegible]、[illegible]里、中島[illegible]、小貝川の[illegible]めたり

（柳平）平柳は、道に小貝川の[illegible]に對したり。近世の一箇[illegible]、[illegible]宗、道積林藏と云ふ、平柳村の人、[illegible]を業とす、[illegible]と嬉戯する、竹竿を以て[illegible]の遠近を測るを業とす、[illegible]歳の時、江戸に[illegible]、村上島之丞に随て[illegible]蝦夷島に赴く、[illegible]

く、[illegible]蝦夷諸島[illegible]、[illegible]其家に[illegible]田[illegible]、[illegible]に[illegible]中、[illegible]東西[illegible]を[illegible]、[illegible]年、[illegible]幕[illegible]足[illegible]探ら[illegible]、文化[illegible]年[illegible]、[illegible][illegible]

板橋　[illegible]

神生（カミフ）　[illegible]、[illegible]若[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]管内とす[illegible]の方に[illegible]、[illegible]、[illegible]谷[illegible]

小張　[illegible]西にして、[illegible]郡守谷より、[illegible]谷田部、[illegible]之を[illegible]、[illegible]、谷田部[illegible]、小[illegible]守谷へは一里半、[illegible]、[illegible]の中なる道[illegible]

小張城址　[illegible]入[illegible]云、小張城は、小田天[illegible]の旗下[illegible]、[illegible]入道[illegible]城なり、下[illegible]の多賀谷重経、天正[illegible]四[illegible]、[illegible]之を攻取り、後も尾上中務少輔が居城[illegible]を[illegible]けり〔[illegible]〕、小張村城山は、一小丘にして、下[illegible]、[illegible]、頂上、俗に[illegible]の旗[illegible]、[illegible]中、小田氏の臣只越[illegible]多賀谷重経の為めに攻られ[illegible]十八年、[illegible]、元和二年、下[illegible]山[illegible]、[illegible]松下系圖〕

木崎（キザキ）　[illegible]小[illegible]とす、[illegible]れば、それに[illegible]ふもあり、騎射に對せる

豊體　今[illegible]、[illegible]、[illegible]を合せ、[illegible]村と改む。小[illegible]小貝川左岸の[illegible]村とす、[illegible]ふこと、[illegible]

眞瀬郷　[illegible]名抄、河内郡眞瀬郷。[illegible]、水の[illegible]にして、[illegible]其遺名とすと云へ[illegible]、[illegible]は[illegible]十和[illegible]、[illegible]、本子岡[illegible]、眞瀬に[illegible]に[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、其[illegible]なきりしも

小田

今小田村、[illegible]、小貝[illegible]、[illegible]となる。

（小田[illegible]）上木若松[illegible]、[illegible]田[illegible]庄内、小田[illegible]、[illegible]在、庭[illegible]在[illegible]、北端にして、[illegible]は、當[illegible]、[illegible]四[illegible]に[illegible]名なり。

鬼長

今田[illegible]、[illegible]、小田と[illegible]て[illegible]。

鬼長は、小貝[illegible]、[illegible]相馬[illegible]り、何の[illegible]十七石[illegible]、[illegible]眞念[illegible]、[illegible]第三子、[illegible]眞念は、[illegible]寺の[illegible]ならん。

（聖徳寺）

箕輪

今[illegible]、[illegible]、十[illegible]む、小田[illegible]、小貝川[illegible]て豐田（[illegible]）[illegible]、

箕輪とは、古[illegible]の[illegible]にして、ミノハタ[illegible]べし、と[illegible]に出でたり[illegible]、古[illegible]に多く[illegible]借し、古[illegible]といへ[illegible]ツキヤは、[illegible]

（櫻木）

眞木

今田村[illegible]、[illegible]河畔に在[illegible]。

新志補云、[illegible]、永祿七年、[illegible]山十郎に、[illegible]の四[illegible]て安[illegible]、[illegible]郎、[illegible]人の四人に、[illegible]の五所[illegible]て石井[illegible]、[illegible]（佐竹古證文抄）[illegible]數[illegible]、[illegible]小田[illegible]、小田氏の[illegible]たり、十一月、佐竹[illegible]、[illegible]に小田城を守らしむ[illegible]一部[illegible]

（[illegible]田）

八部郷

[illegible]、[illegible]八[illegible]、今谷田部[illegible]、[illegible]北[illegible]、[illegible]入[illegible]。

部[illegible]、八[illegible]、門倍[illegible]、[illegible]田[illegible]、[illegible]、矢田[illegible]、[illegible]久[illegible]、[illegible]庄と[illegible]、[illegible]

福岡

今[illegible]、[illegible]立して、[illegible]

福岡[illegible]は視[illegible]、[illegible]十六年[illegible]、[illegible]念、[illegible]、小[illegible]、[illegible]進攻[illegible]、[illegible]光、[illegible]福岡、[illegible]面去、[illegible]遇[illegible]、[illegible]亦[illegible]、[illegible]下[illegible]、[illegible]守[illegible]、[illegible]誌略

谷田部

今谷田部[illegible]、[illegible]の中[illegible]、[illegible]細川氏[illegible]、[illegible]矢田部[illegible]。

矢田部藩址

[illegible]、[illegible]、[illegible]萬[illegible]、[illegible]に[illegible]、[illegible]此[illegible]、[illegible]八那[illegible]、[illegible]直に[illegible]、[illegible]攻[illegible]、[illegible]防[illegible]、[illegible]鹿[illegible]、[illegible]。[illegible]、[illegible]小[illegible]、[illegible]路[illegible]、[illegible]中[illegible]、[illegible]の[illegible]、[illegible]守[illegible]、[illegible]牛久、[illegible]

眞瀬

今[illegible]、[illegible]大[illegible]二十[illegible]す。

島名郷

[illegible]、[illegible]、[illegible]

にあたる。中世、島田、八部、眞幡の諸郷も、田中庄の半籠する所となり、其更に筑波郡の所屬に定められしは、文祿年中の事なるべしといへり。郡郷考に、島名村は子飼川、筑波川の間に在り、と曰はれしは誤まれり、牛久沼の源たる野水、村の東西を南に流るれば、即島野とも唱へらるべきに似たり。

島名 今河原崎、鬼窪、面野井、別府等をも合せ、島名村といふ、谷田部の西北一里。

菅田郷 和名抄、河内郡菅田郷。○今詳ならず、或は今新治郡境村に、姿見神あるを引けど、彼地は大村郷なり。但し大村の西南、八部、島名に亘るの間に、郷の配當を缺く。菅田は、蓋其地にして、今の筑波郡小野川村、葛城村に擬すべきに似たり、名義は渕之田歟。三代實錄、仁和三年、常陸國菅田神授位の事見ゆ。

館野 今中妻、横場、稻岡、松野木、小野崎、手代木等の小部落、相合せ小野川村と改稱す。谷田部の東一里、乙戸沼の西なる荒野にして、稻敷郡の小野川は、此間に發源す。(此館野、中妻の諸部落は、近世河内郡管たりき)

小野崎 今小野川村の大字とす。東國戰記に、小田天庵の旗下に、小野崎の城主、荒牛縫殿助、云々。

苅間 今平塚、白硲等を合せ、葛城村と改む、小野川村の北にして、谷田部の北一里半、又狩間に作る。苅間は、近世郷名にも呼ばれ、新治郡の管内たりき、郡界の參差出入甚しかりしを想ふべし。東國戰記に、小田天庵の旗下に、苅間城主、野中瀨鈍齋といふ。

白硲 大白硲、小白硲、共に今葛城村の大字とす。硲は字書になし、方俗の會意字なるべし。ハザマとは、諸州の俗、狹間、迫間などに作り、溪谷の狹小なるをいふ。此に土石に属せしめたる谷を、ハザマと爲すも、會意なしと謂ふべからず。

方穗郷 和名抄、筑波郡方穗郷。○今旭村(沼崎)上郷村、吉沼村などにあたるごとし、島名郷(河内郡)の北にして、栗原郷の西なり。郡郷考に、玉取に擬せられしも、玉取は栗原と密接して、栗原郷内なり。何となれば、玉取の西、毛野河に至る方二里許の地に、郷名を缺くべき理なければなり。白河結城文書に「興國二年六月、師冬營來之後、十四日、打入當國方穗庄、同十五日、取陣於當城(小田城)後高山了」とあるは、高師冬が、小田城を攻むるにあたり、まづ城より西方に至りし趣は見ゆれど、玉取を以て直に方穗庄内とは爲し難し、むしろ地形に合考して、玉取の西を、方穗と論定すべし。

按、東鑑建久元年、片穗平五、片穗平六あり、方穗に同じ、此地の人か。又北畠分限帳に、方穗刑部少輔あり、思ふに、其先此地の人にて、准后に小田關城に從ひ、竟に遁逃して伊勢に留まりしもの丶後と見えたり、弘安作田勘文、南條方穗庄九十一丁一段、嘉元田文、南條方穗庄六十四丁四段半、[illegible]記(興國二年)方穗庄ともありて、郷名を以て庄とせり、何世誰人の領しけん、後田中に併せられしなるべし[郡郷考]鎌倉圓覺寺、永和三年棟別錢執進狀に、常陸國吉田、行方、鹿島、眞壁、南郡五ヶ郡、並東條、方穗二ヶ庄、云々と載す。

(片穗)

沼崎 今百家、今鹿島、高野、口堀、猿壁等を合せて、旭村と改む。谷田部の北二里半、島名村に接す。慶長五年、佐竹家知行目錄に、田中庄沼崎村と云ふは此なり。[郡郷考]觀めば、方穗郷、もしくは方穗庄内なりしが、後に至り田中庄に兼併せられしならん。永享七年鹿島當行注文に、下妻庄今賀島村、西塔野村と見ゆるは、水を隔てて、下妻に接せずと雖、此なる今鹿島にあたる、西塔野も高野の西分たらん。

(今鹿島)

高野 今旭村の大字とす、西高野は分れて吉沼村へ入る。

○小田高野氏とて、八田知家の八子、時家を祖とする一家あり。系圖に據れば、筑波郡高野村を在名とし、後世[illegible]へ移りたり。

上郷 今上郷村と云ひ、手子生、木俣、野畑をも合す。沼崎の西にして、子飼川に縁り、水外に結城郡豐田村を俯視す。

手子生 今上郷村の管内とす。○新志補云、手子丸、又手醜に作る、城址は内山に在り、東西二百間、南北六十間、大抵畑地となる、空隍の形猶存す、天正中、小田氏の臣赤松則質(入道凝淵齋)之れに居る、小田氏治父子、手飼留坂敗走の後、暫く此に居ると云ふ、後天羽源鐵齋城主たり、天正十六年戊子、源鐵病て死す、佐竹氏の兵來り攻む、城陷る。○貞享中撰土浦城記に「菅谷左衛門尉、慶長十七年、卒于手子生、則葬雄山寺、手子生五千石、手今菅谷氏領之」云々、雄山寺今知れず、菅谷氏は天正中の土浦城主也。

(手醜)

吉沼 今吉沼村と云ひ、手縊、大砂等をも合併す。上郷の北にして、子飼川の左岸に居る、沼崎の西北一里。新志補云、牛縊は、宇志久毘利にて、元祿の比まで、牛頭利につくれりとぞ、吉沼には、顯密の寺院十餘區あり。

栗原郷 和名抄、筑波郡栗原郷。○今新治郡へ入れる栗原村、及び大穗村なるべし、沼崎の東北、筑波川の右邊なれば、方穗郷、菅田郷の北に隣る。

玉取 今大曾根に合せ、大穗村と改む、苅間の北一里、栗原村と相去る十二町。別府文書に「曆應四年七月八日、於玉取陣營、同十二月、玉取御發向關城之時、御供仕畢」と見ゆれば、高師冬が小田城を攻むるにあたり、玉取に陣營したる證明かなり。玉取村西塚に城址あり、大約五拾間、近世江戸旗本堀氏、世々陣屋を置けり。[新志補]

大曾根（オホソネ）　今大穗村と改むるは、其故を詳にせず、(中世方穗庄と云ひしは此地方なれど、むしろ大曾根の西方にて、吉沼などにあたるごとし)玉取の西方に隣り、北條町の南一里、土浦へ三里、筑波川右岸の岡上に居る。

二十四輩順拜圖會云、常福寺は、大曾根に在り、玉川院と號す、廿四輩第十八、入田入信房(或は飯田唯信といふ)の遺跡なり、もと那珂郡入田鄕の領家にて、入田五郎知朝と號す、高祖聖人稻田大門(オホカド)の郷を巡化の時、聞法隨喜し、おのが屋形を庵製し、一宇の佛閣となし、入田淨福寺と號しけるか、後大曾根に移さる。○今按、入信は野口壽命寺の開基なり、一說、鳥子照願寺念信を以て、常福寺祖とすれど信け難し。又稻田門侶交名には、唯信二人あり、宍戸唯信寺を合考すへし

千光寺（センクワウジ）　大曾根に在り、天台宗にて、千手院と稱す、近世寺領十石。長沼宗光寺住持次第云、十五代舜覺法印者、自天文二十一年、至永祿二年、舜覺越後國出生、十六才、東關東、學問[illegible]、貧乏[illegible]、依之[illegible]、堀穴入藥、住其中、出論席、得譽、故其時世人、號穴堀豐後、此皆小田城主及聞召、成檀越、後富貴自在、遍參諸談義所、[illegible]學者、同一才、登山勤大講堂竪義、[illegible]、小田公使者招請之間、令下向、住千光寺、[illegible]、重來寺[illegible]光、小田公[illegible]押留、令移住本寺也。

若森（ワカモリ）　今大穗村の大字にて、大曾根の北に隣り、其北を倍村と字す。又若森の西を前野と呼ぶ、興國二年七月、若森合戰の事、別府文書に見えたり。

武藏國別符尾張太郎幸實申、所々軍忠間事、

右去曆應四年六月九日、自馳參常州瓜連御陣以來、所々御供仕候之內、六月十六日、馳向于小田寶篋城、致合戰、追落御敵、即於西尾崎、取陣警固仕訖、澁羽太郎左衛門尉、玉井太郎四郎、令見知候畢、

同七月八日、於玉取寶篋、同十三日、於若森合戰仕之、同九月六日合戰時、致忠節之條、三河二郎左衛門尉見知候畢

三村鄕（ミムラ）　和名抄、筑波郡三村鄕。○今小田村是なり、寶篋山の西南麓とす、三村部の古姓氏あるを思へば、之れに出でたるなり。

郡鄕考云、三村鄕は今小田村是なり、八田知家が舊邸、府、三村山極樂寺清涼院あり、其境中、三村山の割字ある古瓦片を出す事あり、宿中總社文書文保三三村鄕地頭、小田常陸前司とあり、興雲記、高師冬、六月十五日(興國二年)小田近邊、三村山に陣すといふを、白河文書、北畠准后の手簡には「取陣於當城(小田)後高山」と書けり、信忍性行狀に、建長四年極月四日、到三村　とあるを、元亨釋書に「如當州、宅清涼院」と載せたり、其境、治承に八田知家、八田朝綱の子、地頭として來住、子知重より後は、小田氏と稱せしを見れば、鄕は三村にて、舊より小田と云ふ地ならん、古三村部の居たる所か、三代格、弘仁十二年、本部人、三村部黑刀自あり、續紀、百治郡人、三村部綿女あり。○今の百治郡に三村の名あれども、古の百治と異なり。新志云、下野國日光山寶物に、鐘あり、正應五年、下野の人宇都宮氏の奉りたるものなるが、銘に「大工、常陸國、三村六郎守季」とあり、三村は筑波郡の北條にて、小田氏在城の地に隣り、[illegible]の邑也、故に古より鑄工なども居住せしと見えたり、信太庄大村の[illegible]源寺の鐘は、應安五年、小田孝朝の寄附せしものにて、銘に「大工、右兵衛尉大神賴弘」とあり、思ふに賴弘も三村の鑄工にや。

寶篋山（ホウキヤウ）　筑波山の別峰にして、北條の南二里、十三塚、小田諸峰を以て相連隸し、標高四百六十二米突、屹乎として筑波双嶽の前障を爲す。山の西南麓は、即小田村にして、登攀一里、頂上に至る。

新誌云、鎌倉總關社務記に「康永三年三月、[illegible]、自宮方小田[illegible]云云、[illegible]小田村[illegible]」、山頂に[illegible]あり、寶篋山[illegible]、一名を三村山と曰ふ、白河結城文書、興國四年六月、[illegible]、小田城に在て、[illegible]に贈る書に、「[illegible]之徒[illegible]、去十[illegible]日、打入常陸國方穗庄、同十二日取陣於當城後高山上了」云々とあり、それを櫻雲記に、「高師冬下向、[illegible]し、六月十四日、[illegible]常陸國方穗庄に至て、十五日、小田の近邊三村山に陣す」云々と記せり、又別府文書、「去曆應四年六月十六日、馳向于小田寶篋城、致合戰、追落御敵、即於西尾崎、取陣警固仕訖」とあり、以上の三書を通考すれば、寶篋山の一名三村山と云へしこと明なり、櫻雲記は近世[illegible]なれど、今[illegible]ざる古文書に述べたる多かれば、こゝも古文書によれると見ゆ、故なくして三村と注すべきいはれなければなり。○三村山には、入田小田氏の建てし、極樂寺清涼院ありしといふも、近世は廢墟となりぬ。

小田（ヲダ）　今小田村といひ、大田、大形、大島、山口、平澤等をも合す。北條へ一里、土浦へ三里、谷田部へ三里半。

小田、古名三村鄕と云ひ、八田知家の子知重之に居り、在名を取りて、小田氏と稱す、[illegible]、小田、大田など、皆三村鄕の坪字なりけん、小田氏の繁盛に赴くや、小田城と稱し、三村の名遂に亡ふ、小田氏は、南北朝の際に、常陸前司治久(宮內少輔)子知孝あり、初め王事に勤めしが、後賊黨に與す。治久の八世孫(天文天正の交にあたる)氏治、(天庵)佐竹氏の破る所と爲り、累代の封邑を失ふ。

澤八郎古戰錄云、小田の城主[illegible]氏治入道天庵は、

景國八田知家より以來、一遍の大名にして、幾年一千[illegible]侍大將たり。（按、水谷[illegible]、小田[illegible]記、[illegible]三千騎大將、[illegible]關東八家の列侍にして、古河の[illegible]の幕下勿論たり。[illegible]

[illegible]云々。

小田城址

小田村の民家の南にして、方五町許、壘郭の形狀猶識るべし。

小田の[illegible]

[illegible]

[illegible]軍不復出戰、堅守[illegible]、[illegible]對戰各所、[illegible]來集、[illegible]

[illegible]

倉の主となり、千葉、小山、里見、佐竹、小田、結城、那須、宇都宮、八氏を以て關東八館とす、持家の子朝久、其子成治、其子氏治なり、天正元年、佐竹氏の客將、太田三樂、片野城に據る、氏治之を攻めんと欲す、三樂手葡萄坂に屯し、小田の兵を迎撃つ、小田の兵大に潰え、氏治兵を班す、三樂尾撃して之に迫る、氏治城に歸ること能はず、退て藤澤柵を保つ、三樂小田城主となる、小田氏封を絶つ、三樂死し、子美濃守資晴(或は景政、又景國、景資等につくり、紛名淆太、又手葡萄坂役の年代及び小田城の興替に異說あり、土浦城址、及び藤澤等に合考せよ)嗣ぐ、氏を梶原と稱す、佐竹の附庸たり、文祿の頃、資晴を陸奥楢田城に遷し、小田城終に廢す。(永慶軍記、舊記)○野史云、小田氏治、子守治、字彦太郎、土浦城陷、與菅谷政貞等十六騎、衝衛敵陣而遁去、(東源軍記)天正十八年、小田原城陷、守治漂流、後守治妹爲淨光公子秀康妾、故晩年寓越前而歿。(松窓漫錄、大三川志、古戰錄)

小和田 今小田村の大字にして、豐因山の西麓にあたる。古文書に、寶篋印塔山の西尾といへるは、小和田、もしくは其北なる山にあたるごとし。

着到、別府尾張太郎幸實、
右去五月九日、馳參常州筑波御陣以來、於小田城寶篋印塔西尾、玉取、井信田、北條役所、警固夜攻以下、至于今、令勤仕候訖、仍着到如件、
暦應四年十月廿九日　(判)(古簡雜纂)

山口より、豐因山の北を東へ越ゆれば、新治郡小櫻村の小野越に達す、峠を不動と名づく。古名手豐坂といへりとも云ふ、(茨城縣名勝志)新治郡小幡の手豐坂、及び背柳を合考すべし。

常陽四戰記云、元龜四(天正元)年四月、小田天庵、筑波山の裾、背柳山を打越、眞壁と山一つ隔たる、小幡

(不動峠)

甘く働く、眞壁道無是を聞て、山手へ懸り、小幡へ馳出、太田三樂父子も、是を聞て出張、小幡臺造の古屋形の要害に取入、敵引ば突出、敵返ば屋敷へ引入、時刻移すところに、道無が勢弓袋山を越來る、天庵は之に向て備を立直せしも、小幡は三方山續て、中の平地纔十町に足らず、眞壁勢山上より弓鐵砲にて、敵の後の野勢を打ける故、小田勢裏崩して引退、小幡より小田迄四里の間、天庵一度も返す事なし、云々。

清水郷 和名抄、筑波郡清水郷。○今北條町なるべし、大字泉、小泉などいふは、清水と同義なれば也。一說、土浦町の北なる猶吉(今新治郡)に、清水觀音堂あるに引據したれど、形勢懸隔して、筑波郡の域內に屬せず。北條は、三村郷と大貫郷の中間にて、頗其處にあたる。

北條 今北條町、人口三千五百、本郡北部の大邑にして、其北條と云ふは、筑波北條の義なるが、中世、北條の地頭が、此に在住したるより、邑名を遺せる者とす。舊號は、多氣といひ、即多氣大掾の故墟とす。蓋、建久中、八田知家が多氣義幹を陷れしの日、一旦筑波郡の遺領は、馬場資幹へ授けられしかど、資幹も保持する能はず、知家の兼併する所と爲る。知家の季子時家は、筑波北條の地頭と爲り、子孫數世相續したり。

郡郷考云、多氣は今の北條村なり、平維幹は、初め水守大夫と稱し、水守に居りしも、後此に移り、子孫多氣氏と號す、多氣山は、松蕈を產する故の名なり、總國風土記の逸文に、三村郷の貢物、松蕈とあるも、一證なり。(今按、總國風土記の逸文とて引かれしは、信を取り難し、彼書に、三村湯、一日三沸の靈泉ありとも云へど、其現證なきを如何)

弘安田文に、筑波北條三百四十八町一反といふは、合數にて、郷村名を注せず、部分、及び南條と云ふに對す。

(多氣)

北度栫守常、鶴無北頭、因茲不領北條之條、津屋々敷、
左右二十間、前田五十町・中館之畠、發野龍山等、宛
行之候、殊於鎌倉中、神妙之奉公、粉骨內思慮之所、
更無比類者也、爲後、證判如斯成之候、仍狀如件、
至德元年三月七日　時朝(花押、北條氏)
佐賀伊勢守殿(新編會津風土記)

多氣城址 北條町の北なる獨峯の一丘を云ふ、丘頂は南北の二峯に分れ、北頂は標高百三十米突、南頂は百二十米突、又西に下りて九十米突の別峰あり、其西麓を筑波川流る、水邊には平地標高二十米突。○此山は多氣山とも稱へられ、常陸の大掾平貞盛の孫、維幹の築く所とつたふ、子孫相繼き、七世義幹に至り、府中へ遷る、爾後小田氏の有と爲り、北條城ともいへり。

東國戰記に、小田太郎治孝は、明應五年閏二月、舍弟北條小泉六郎顯家がために、小城に殺害せられし由見えたり。又北條の城主出雲守といふ人見ゆ、小田天庵の旗下に屬せり、蓋小城とは多氣の古城也。

新誌云、常陸大掾氏の祖、平維幹は、陸奥守平繁盛(鎮守府將軍)の二子也、初め伯父貞盛、其孫姪を子猶、凡十五人、(今昔物語)維幹其內に在り、貞盛常陸にある所の田園を擧げて、維幹に讓る、嘗て京師に入て、小野宮右大臣實資に仕ふ、(小右記)維幹偶病に罹る、時に其宅の向は、筑前守高階成順の家なり、(筑前もと越前に作て、姓名をのせず、今勅撰作者部類、高階氏系圖等に據て、これを訂し、且姓名を補ふ)成順僧を請し經を誦す、維幹徒然の餘り行て誦經を聽く、成順の長女亦簾內に在りて之を聽く、是女は伊勢大輔が生む所なり、維幹窃に簾內を見、心に之を悦ぶ、然れども高階氏は當時の華族にて、婚を通するに由なし、ひそかに其家の上童を語らひて、女を盜まん事を謀る、上童堪へざる由を答ふ、維幹實て乳母を語らはしむ、乳母諾す、維幹即黄金百兩を

(小泉)

與へで、いここゝ事を果さんとす、當日[illegible]へ女に告ぐ、女聞し、維幹に奔る、維幹女を[illegible]携へ、常陸に歸り、遂に二女を生む、威[illegible]其非[illegible]にする[illegible]を怨ふといへども、亦如何ともすべからず、時々[illegible]通す、其女妹あり、神[illegible]伯[illegible]の[illegible]、伯母と稱す、和歌を以て聞ゆ、[illegible]時に伯母の女、常陸介に任して下る、伯母[illegible]ひて任に來る、常陸[illegible]、京に上る[illegible]維幹に女を遣はして[illegible]、二女[illegible]貢せし馬[illegible]百匹を賞る、常陸[illegible]但佛[illegible]信心[illegible]、及び[illegible]時人維幹が富[illegible]政幹と云ふ、[illegible]

小右記云、長保元年、常陸[illegible]山院御[illegible]以維幹可補[illegible]、[illegible]陸奥[illegible]代[illegible]元、合[illegible]故常陸守[illegible]重目然、或召、日來[illegible]四之命召、[illegible]山[illegible]右衛門大夫[illegible]なる[illegible]、忠幹[illegible]但ば[illegible]、下[illegible]在り。後書中、又、[illegible]約を以て[illegible]書見なれば、其[illegible]多氣權守宗基といふは、[illegible]在る。源頼義、[illegible]ましく、女子は[illegible]

常陸大掾傳記云、[illegible]、常陸[illegible]平繁幹の[illegible]幹の嫡子[illegible]吉田大[illegible]、其弟[illegible]幹は[illegible]、忠幹の[illegible]は鹿島の[illegible]、其子貞幹[illegible]は東條[illegible]也、其弟[illegible]幹は[illegible]六郎也、[illegible]太郎[illegible]也(吾妻鏡、建久四年六月の條に、多氣[illegible]義幹の[illegible]没收の事見ゆる)[illegible]、北條[illegible]中[illegible]時、[illegible]北條七郎と稱す、子[illegible]頭人たり、[illegible]中[illegible]時[illegible]常陸[illegible]等[illegible]付衆[illegible]、[illegible]日[illegible]、四[illegible]北條[illegible]

[illegible]

平澤 [illegible]小田[illegible]、北條[illegible]

[illegible](山口、白[illegible])

當郡[illegible]、[illegible]白[illegible]、[illegible]佐[illegible]山[illegible]

大貫鄉 [illegible]

神郡 [illegible]

[illegible]は、[illegible]
筑波[illegible]の[illegible]田[illegible]秋田[illegible]やらむもいち
手折りな、一萬葉

領主[illegible]、[illegible]、同[illegible]、謂前も[illegible]、往々[illegible]と[illegible]

弘安[illegible]文 筑波北條三百四十八町一反
部分百十町一段半
[illegible]三十七町 [illegible]分保
[illegible]五十七町一反三百歩
[illegible]三十四丁六反
[illegible]二十三丁五反二百歩
[illegible]三十町[illegible] [illegible]保
[illegible]十六町六十歩
[illegible]四町五段[illegible]
加[illegible]三十一町四段六十歩
[illegible]三十四町五段大
[illegible]方[illegible]庄九十一町二反

國分とは、[illegible]を合せたるなり、[illegible]は今の小[illegible]、[illegible]村の管内に其名あり、[illegible]は眞[illegible]

普門寺 [illegible]に在り、[illegible]に屬し、近世は門徒[illegible]、寺[illegible]十石、境内の一名[illegible]、其開[illegible]

[illegible]影[illegible]社(子飼山) [illegible]子飼山[illegible]に在り、此邊を[illegible]、[illegible]、[illegible]といふも、[illegible]と[illegible]、[illegible]、日本[illegible]、[illegible]

六所 神郡の東北にて、東に筑波の大[illegible]の下、[illegible]ゆる[illegible]、[illegible]いふ、六所明神を祭る所なり。[illegible]六所より、東北に当り、十三塚、白旗明神[illegible]あり。[illegible]筑波の神山の東南界なり。

小澤 今田井村の大字にして、臼井、杉木と共に、多気山の陰に在り、即神郡の西南にあたり、大貫の南とす。

郡郷考云、鎌倉将軍家御教書に、筑波北條、大澤三十七町、寺分保と載せ、[illegible]見えたり、大澤は今の小澤にて、小田氏の一党、北條氏前筑波[illegible]後なる大澤氏と云ふは、此地に居れり、寺分とは、寺分堂[illegible]と知らる。

（大澤）

臼井 今神郡、小澤、大貫等相合して、田井村と改む。筑波の大嶽の直下にして、南方の山口にあたり、北條より一里、登坂十五町にして、神祠（筑波町）に達すべし。されば、古人の筑波嶺の裾輪の田居といへる、此間にあたること、論なし。

筑波名跡志云、橋川は、山麓なる臼井村の、横根の川水[illegible]、橋は此山の名物にて、[illegible]より流れ落ち、[illegible]山の麓をめぐり、民屋田畑多し、[illegible]、山坂嶮岨にて、[illegible]石多く、馬[illegible]ならず。○筑波山の南面の渓流は、大約四脈あり、東より数ふれば、六所澤、立野澤(タツノ)、橋川（筑波祠の東を降るもの）水無川（筑波祠の西を降るもの）とすべし。古人の称して、水無川のといへるは、いづれと指さず、すべて此山渓流の水、皆清淺にして、雨[illegible]れば忽然溢漲せるに、名つけしのみ。されど、立野には泉井ありて、其渓澗も、四時源淺絶えず、裾輪の小田にそそがれたり、臼井といふも、泉井によれる者の如し、風土記に其例あり、これぞ裾輪の田井の泉源に推される。

（立野）

筑波山(ツクバ) 坂東平野の中に屹然特立し、形貌装人の視望を延くに足れり、故に古来世に喧称せられて、海内の名山に推さる。山頂二峰に分れ、東西に[illegible]、男耳の双峯に[illegible]。山勢は東北、并び[illegible]田に[illegible]直する所あるも、南面、西面、北面の三者は、直に二十米突の平田より聳起し、半徑一里半の圓規を以て、其山体を成す。されば、其三面の麓に、謂ゆる裾輪の形状を呈し、田家里落之を繞る、古人之を田井の田居といへり

筑波根のこのもかのもに蔭はあれどきみが御影にますかげはなし〔古今集風俗常陸歌〕つくは山葉山繁山、しげきをぞ、たがこもかよふ、したにかよへ、我妻はしたに〔風俗常陸歌〕

（筑波根）

登筑波嶺作歌、井短歌、　丹比眞人國人

鳥が鳴く東の國に、高山はさはにあれども、明神の貴き山の、並立の見がほし山と、神代より人のいひつぎ、國見する筑羽の山を、冬木成時じく時と、見ずていなば、ましてこひしみ、雪消する山道すらを、なづみぞあが來し、

筑羽根をよそのみに見つつ有兼て雪消の道をなづみけるかも。

（筑羽山）

崛崢[illegible]、[illegible]、雲霧蒼茫遮中北、山川歴歴極闊中、一條鐵鎖幾人過、千仭丹崖唯鳥通、且[illegible]、[illegible]天宮、　潤山

孤高卓立気象[illegible]、[illegible]、大野[illegible]河[illegible]自、乱雲[illegible]、[illegible]、谷響山鳴[illegible]、今我[illegible]頂、不堪[illegible]。

地学雑誌云、筑波は双峯の高さ、略相同じく、女峯高し、即八百七十八米突とす、此山直に平原の中に聳立、四近之に次ぐの峯巒なきを以て、四望眼界甚大なり、双[illegible]を成せる岩石は、閃緑岩にして、花崗岩中の裂[illegible]て、迸發せる者なり、故に第三紀前塊状火山の好模範となす[illegible]し、今山貌を見るに、南面北面、[illegible]と、[illegible]老[illegible]とし、繁茂せり、[illegible]

郡郷考云、筑波岳は筑波郡の北にて、[illegible]筑波郡）を東とす、山[illegible]し、頂上に双峯あり、遠望すれば馬耳の双尖を成す、山麓一里と称す、（實は十町許）神郡の方より上る、頂までは二里、十八丁上りて、筑波町あり、（宮寺あり）山脉東に走て、小田山となり、北に連り足尾山（古[illegible]）となり、夫より起伏して、[illegible]、加波の諸山となり、中西の諸峯に赴く、萬葉に此山の歌多き中に、丹北眞人國人が歌、山の神[illegible]より、[illegible]、其[illegible]山、しげ山」など詠ぜしは、此山頂より麓に至り、松樅盗生し、高山には類少なきを以て、かくは称へしならん。○小田讃嘆武遊備考云、筑波之山、高二千六百尺、周可一百里、竟山三十里、登陟而山、四面各有[illegible]、達于頂、直樹綺木、[illegible]、是其[illegible]之[illegible]、古今集序云、[illegible]之[illegible]言也。

つくは山葉山しげ山しげけれどおもひ入るにはさはらざりけり、〔新古今〕つくは山しげきなげきの下露になのが心のしなりなをする、〔同上〕筑波山葉山の里に立煙かすみもしげし春の夕暮、〔夫木〕

筑波名跡志云、此筑波の神山は、二峯に分ち、なおてら陰陽の[illegible]あり、田[illegible]あれ見さへ、筑波の山の[illegible]を、雲の下こそ、我等か元の親里よ」と、關東の白雉、久しき昔より、[illegible]れり、昔は男女此山に詣て来り、相互にめなしどちの如くとりて也、是をかゞひの祭といふ、萬葉集に、[illegible]住、筑波の山の、裳羽服津(モハギツ)の其津の上に、率而、未通女壯士の、往集ひ加布嬬歌(カガフカガヒ)に、云々、今[illegible]年六月中旬、當山男女の見[illegible]、

神慰（カンナグサメ）の祭を行ふ、上古の事實を存へざれど、是れも自然かがひの餘風なるべし。

風土記云、夫筑波岳、高秀于雲、最頂西峰崢嶸、謂之雄神、不令登臨、但東峰四方磐石、昇降決屹、其側流泉冬夏不絶、（按、水守川の源にて、小流となりて筑波川に入る）自坂以東、諸國男女、春花開時、秋葉黄節、相携駢闐、飲食齎賫、騎歩登臨、遊樂栖遲、其唱曰、

都久波尼にいゆきあはむといひしこはたかことききか［illegible］加彌尼阿須波気乎也、（いゆきあ［illegible］に據る）

都久波尼のねろに（［illegible］）いほりて［illegible］にわかれむなろはやもあけぬかも、

詠歌甚多、不［illegible］載、俗諺曰、筑波之會、不得娉財者、兒女不爲矣、

登筑波山歌一首、并短歌、（萬葉集）

草枕たびの憂を、慰むる事もありやと、筑波嶺に登りて見れば、尾花ちる師付の田井に、雁がねも寒く來なきぬ、新治の鳥羽のあふみも、あきかぜに白浪立ちぬ、筑波嶺のよけくもはれは、長きけに、おもひ積來し、憂はやみぬ、

筑波嶺のすそわの田井に秋田かる妹かりやらんもみち手折らな

常陸吐懐編に、筑摩（ツクマ）神社は近江、常陸に同名あり、筑波山をも筑摩山とよみたる歌の例ありとて、之を擧げたり。拾遺「鹿島なるつくまの神のつく〳〵と我身ひとつに戀をつみつる」此歌、［illegible］常陸国［illegible］にありて、筑波の山のとおり、［illegible］にて通ずれば、つくまともよみたるなり、信明集にも、名所の歌、つくま山「年をへて君に心をつくま山みれば雲井に思ひやるかな」云々。

(山麻筑)

(小筑波居)

風土記「行方郡香澄里、云々、北面遠望、新治國小筑波之岳、［illegible］萬葉集、常陸國歌、

乎都久波のしげきこのまよたつとりのめゆか汝を見むさねざらなくに、さごろもの乎都久波嶺呂の山のさき［illegible］、

など見え、筑波山を小筑波（チツクハ）とも呼びしは、親好の意より［illegible］出でて、［illegible］

［illegible］小筑波の一首［illegible］

筑波（ツクハ）郷

和名抄、筑波郡筑波郷［illegible］今筑波町、田井村に當る、或は田井をば大貫郷にあて、筑波郷［illegible］に［illegible］せず。之を攷ずるに、筑波山南［illegible］由中［illegible］、筑波［illegible］

［illegible］名云、筑波［illegible］に筑波北條、［illegible］私に［illegible］、筑波社在十六丁［illegible］六十歩と見えたり、［illegible］八田［illegible］、［illegible］に皆［illegible］八千法［illegible］、筑波［illegible］、［illegible］守、伊勢守など云［illegible］

按、其地の［illegible］、［illegible］は其［illegible］の居にや［illegible］、常陸の［illegible］にて、［illegible］は更なり、筑波社［illegible］

［illegible］

三村郷地頭、小田常陸前司、［illegible］一通」とあり

筑（ツク）波（ハ）

今筑波町といふ、［illegible］村里の［illegible］、山［illegible］南［illegible］

［illegible］

［illegible］門［illegible］、又表町と［illegible］。東［illegible］、山［illegible］

［illegible］小［illegible］(［illegible］)［illegible］二［illegible］

［illegible］名勝志云、當山大御堂の［illegible］、［illegible］

［illegible］

いふ、此大鳥居に［illegible］、筑波町へ入る惣門あり、是より

紫烟［illegible］、民家［illegible］、筑波町の東に［illegible］たる芝原あり、其［illegible］の甲に背ける故に、［illegible］と名づく、此岳の［illegible］は名産にて、一株百莖のものあり、易家者流の信用するもの也、土人毎年七月七日の夜是を採る。

[illegible]雜記云、文明十八年、九月廿三日、欲詣筑波山［illegible］、仍［illegible］、［illegible］一絶、

［illegible］門、［illegible］、還根［illegible］色、

［illegible］山上［illegible］吟魂、

［illegible］日、筑波山に［illegible］侍りけるに、初雪ふりて、もみぢ薄くれなゐに見えければ、

いづれをか深し淺しとながめましもみぢの山のけさの初雪、

［illegible］にて詠み奉りける、

［illegible］なくけふこそ［illegible］に筑波根や神のめぐみのにやま繁山、

誠にこのもかのもと詠ぜしも道理にて、山々の紅葉、［illegible］、［illegible］なく侍り、道すがら口ずさびける歌、

つくば山このもかのもの紅ぢ葉に時雨もしげき程ぞ知らるゝ。

［illegible］記事云、［illegible］三年三月、［illegible］延［illegible］

［illegible］

［illegible］

同志、［illegible］、［illegible］小川、［illegible］、玉造

藩士、田丸稻右衛門為先鋒、[illegible]好義、[illegible]、乃[illegible]之、稻右衛門年七十、[illegible]、[illegible]志趣之、[illegible]遺志、[illegible]、乃遣[illegible]公子[illegible]、[illegible]結[illegible]公、[illegible]中、[illegible]府[illegible]、[illegible]、[illegible]山[illegible]、[illegible]兵[illegible]、[illegible]、四月[illegible]日、[illegible]、(衆百七十人)日光山戒嚴、不得入(今按、[illegible]下山、[illegible])[illegible]山、[illegible]、[illegible]、以其逆迹已形、[illegible]、[illegible]追討、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]落、[illegible]、何以[illegible]、[illegible]、乃[illegible]、見[illegible]、[illegible]田耕雲斎、賓主[illegible]、[illegible]田[illegible]田、[illegible]、[illegible]之[illegible]、[illegible]不忍、[illegible]水戸、山國亦禁錮、[illegible]、[illegible]結[illegible]北[illegible]市川三八、[illegible]、[illegible]田[illegible]、[illegible]志數百人[illegible]、[illegible]小田[illegible]、[illegible]月、[illegible]田[illegible]丸[illegible]、[illegible]出[illegible]中、武田[illegible]、[illegible]、武田[illegible]、[illegible]過、[illegible]戸下[illegible]、下[illegible]田[illegible]、[illegible]十人、[illegible]小[illegible]、部民[illegible]何故、人心洶洶、[illegible]、[illegible]市川[illegible]比奈[illegible]、[illegible]軍[illegible]、討筑波、市川[illegible]、[illegible]軍、[illegible]下[illegible]、七月、與筑波[illegible]高道[illegible]大[illegible]、群[illegible]、[illegible]夜、[illegible]下[illegible]、幕軍不戰而潰。(今按、筑波浪士は、七月九日、下妻の[illegible]に大捷し、[illegible]千の追討軍は、一擊せられ、潰走したりし。[illegible]、田[illegible]、[illegible]田[illegible]、追討軍の[illegible]、[illegible]ため下山し、頻に石岡、小川、[illegible]方、[illegible]の諸邑に、[illegible]。西岡邦之介、六十餘人と、筑波を留守す。已にして藤田は市川等の[illegible]を聞き、[illegible]を[illegible]の[illegible]り、水戸吉田口に進戰す。藤田利を失ひ、[illegible]、那珂湊へ走る。八月十八日、壬生藩兵、筑波山追討の命をうけて[illegible]、山を下りて東に去り、鹿島に至り、又石岡に至る。追討急にして、其衆皆四散し、時々に捕治せらる。)

筑波神社

今筑波山の上方、[illegible]一千八十[illegible]の[illegible]なる小祠地を占む、山中の[illegible]とす。明治維新の[illegible]、別當知足院の僧侶、神領田五百石を有し、專ら之に奉仕せしが、僧尼の混淆を[illegible]除し、知足院遂に廢す。或は曰ふ、延喜式、筑波山神社二座とあるは、即ち男女各別の祠あるにあらず、本[illegible]は、元中禪寺の[illegible]一社[illegible]の[illegible]れる者なるべしと。而も、[illegible]此なるを本宮とし、[illegible]頂なるを奥院と稱し、[illegible]、今又其故に仍り、更改せず。

古老曰、昔祖神尊、巡行諸神之處、到駿河國福慈岳、卒遇日暮、請欲遇宿、此時福慈神答曰、新粟初嘗、家内諱忌、今日之間、冀許不堪、於是祖神尊恨泣詈告曰、即汝親、何不欲宿、汝所居山、生涯之極、冬夏雪霜、冷寒重襲、人民不登、飲食勿奠者、更登筑波岳、亦請容止、此時筑波神答曰、今夜雖新粟嘗、不敢不奉尊旨、爰設飲食、敬拜祗承、於是祖神尊、歡然諺曰、愛乎我胤、巍哉神宮、天地竝齊、日月共同、人民集賀、飲食富豐、代代無絶、日日彌榮、千秋萬歳、遊樂不窮者、是以福慈岳、常雪不得登臨、其筑波岳、往集歌舞飲喫、至于今不絶也(風土記)

福慈は富士、往古の神話、日々彌榮、この歌は落書なり、誰らく、我世の式ならん

日本紀略、承和十四年、[illegible]五位下筑波山神、預官社、其[illegible]著[illegible]也」と例見ゆ。[illegible]紀、承和九年、[illegible]位筑波女大神、並[illegible]位下」とある、[illegible]の女[illegible]、[illegible]實錄には「貞觀十二年、筑波山神二社、授正四位下」清和實錄「貞觀十三年、授正四位下筑波男神從三位、從四位下筑波女神從四位上」[illegible]十七年、[illegible]授[illegible]男神[illegible]一品」と[illegible]、[illegible]郡筑波山神二座、一名神大、一小」と注せらる、名[illegible]は即男神也、[illegible]人男女兩神といふに附け、伊弉諾伊弉册の二神と說く、[illegible]風土記には、木花開耶姫と云ふ[illegible]、[illegible]し中山氏云、[illegible]風土記と云ふ[illegible]書に、筑波[illegible]、北[illegible]大体といふ[illegible]、この大体といふ者、今[illegible]、[illegible]、花の[illegible]は[illegible]なりこ今[illegible]、[illegible]所なきなしるべし、又[illegible]筑波[illegible]、[illegible]木花開耶姫命也」と見ゆり、この說見たることもきゝたることもあらぬなり、この[illegible]は、[illegible]より[illegible]、[illegible]しゝは、代々の[illegible]なり、[illegible]、筑波山縁起、並云、伊弉[illegible]の二[illegible]を[illegible]、木花開耶姫咩とかきたれは、思ふに、[illegible]、筑波女神とあるも、[illegible]見、[illegible]姫咩は[illegible]山[illegible]なれは、山の女神といへるにて、[illegible]せしものなり、又古歌に「筑波根の嶺の[illegible]」といふ詞のあるなと、木花開耶姫咩の[illegible]に思ひなしたるなるべし。

知足院址

今筑波神社の境内を占む、元中禪寺の一院にて、近世は、特に筑波山中禪寺の別當職を、本院住持に賜り、江戸に別院を置きたり。元祿中、光隆僧正の時、五代將軍の寵任を得、[illegible]時に權勢あり。されば知足院を以て、直に中禪寺の一號とも見做され、一山の寺社領五百石は知足院之を左右せり。

筑波名跡志云、知足院は、表門より石階を上れば、前庭の端に百間餘の土塀あり、五七里違方よりも見えて、[illegible]白[illegible]の[illegible]引[illegible]如し、[illegible]より慶長年中迄は、寺僧江都へ參勤祈禱なりしが、[illegible]大坂進發の砌に、知足院住光[illegible]、[illegible]、陣中に[illegible]の上[illegible]、兩度大[illegible]、[illegible]し、[illegible]は[illegible]田[illegible]由に[illegible]堂[illegible]、[illegible]

神の北側にうつし（今根生院の地）元祿年中、御田[illegible]の外にうつし、大に伽藍を營あり、遂に護持院といふ寺號、共に寺領を賜ふ、享保二年[illegible]の後、音羽[illegible]寺に[illegible]し、[illegible]筑波の[illegible]、當代の[illegible]ことゝなる。〔新志[illegible]云、筑波の本坊、知足院は、大御堂[illegible]門の下、表門の上、石階の下に[illegible]、表門を入て又石階を上る、[illegible]、[illegible]門の内に、[illegible]に[illegible]の門あり、天正年中、[illegible]なりと、一説に、[illegible]も云ふ〕〔[illegible]常日記云、筑波山[illegible]門[illegible]、[illegible]永十一年、知足院[illegible]の[illegible]にて、江戸[illegible]の由、見えたり。

中禪寺（チユウゼンジ） 今筑波山[illegible]の本地佛を安置し、俗に大御堂（オホミダウ）といへり。木曾路圖會云、筑波山は、桓武帝の時、[illegible]して、伊弉諾、伊弉冊、[illegible]神、月讀尊、素盞嗚尊、[illegible]まふ、[illegible]田三千町を[illegible]、[illegible]とす、[illegible]筑波名勝志云、[illegible]三作の第二十五にして、[illegible]千手觀音[illegible]の御本地とす、[illegible]二首「[illegible]にたちてかたゆふぐれに國ぞゆかしき」わしのみね飛來てこゝにつくばねの神や佛の淨刹（ミクニ）とぞなる」山上の諸神は、上代より[illegible]德溢上人の開基、[illegible]教弘通の道場と[illegible]、[illegible]くは當山の[illegible]、[illegible]發達からず、[illegible]古への[illegible]、元享[illegible]、[illegible]常住[illegible]、[illegible]傳教大師、[illegible]筑波山寺、[illegible]沙門[illegible]、[illegible]

（大御堂）

按、中禪寺別當、中禪以來、[illegible]にて、筑波を氏[illegible]し、[illegible]門の[illegible]。[illegible]、八田[illegible][illegible]八男、[illegible]筑波山別當に[illegible]子[illegible]、[illegible]十[illegible]二年、[illegible]、筑波[illegible]八、[illegible]、[illegible]、[illegible]にこれを奉じて[illegible]、[illegible]城に入る、「大寶[illegible]、永享記」而も族人潤朝以下危を免れ、其後裔は、天正中まで相續したる如し。蓋小田氏（八田の惣領）と、興亡を共にしたる也。

女體社（ニヨタイ） [illegible]祠あり、史に謂ふ所の筑波女神是なり。[illegible]

都久波尼に、あはむと、いひし子は、誰が子ときけ[illegible]

都久波尼に、いほりて、つまなしに、わかれむよろは、はやもあけ奴かも、

[illegible]

（女神峰）

[illegible]の常陸の國の、ふたなみの筑波の山を、見まくほり[illegible]、[illegible]に汗かきなけき、[illegible][illegible]のことゝときてぞ遊ぶ、打靡き春見ましよりは、夏草のしげくはあれど、今日のたのしさ。

[illegible]、筑波山上、[illegible]又入[illegible]、上可二里、[illegible]、有[illegible]子變之、[illegible]「八[illegible]の上に八重[illegible]ふ所なり、稻の花咲くときに、此石にあたりて過ろ風の、秋の田を吹く時は、五穀熟してよく實のる」云々と記せり、[illegible]傳へしと見え、回國雜記に、[illegible]石とかけるも、この故なり、回國雜記に「筑波山に參詣し侍り[illegible]、山に八重[illegible]といへる靈所侍り、いひすての發句、

きてぞ見るもみちのにしきやへかさね。」

[illegible]文化十二年[illegible]常日記云、[illegible]文字なし、龍宮よりあがりしものと云へど、金色さまで[illegible]

（八重累石）

（稻村嶽）

(闇中[illegible])

男[illegible]峰　[illegible]、[illegible]して、相去る十町余、[illegible]女体より[illegible]下六[illegible]といふ、[illegible]西方一[illegible]、[illegible]し[illegible]最[illegible]、[illegible]、[illegible]と[illegible]、[illegible]、[illegible]に[illegible]より、[illegible]

[illegible]、[illegible]、[illegible]、山[illegible]下、

但恐一呼驚八州、　　　　　　　良　寛

[illegible]、上[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]日下[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]東北[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]石井、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]

[illegible]、[illegible]、[illegible]一首、[illegible]、　　[illegible]

鷲のすむ筑波の山の、もはきつの其津の上に、いさなひてをとめをとこの、往つとひかゞふかゞひに、ひと妻に吾もまじらむ、吾妻に人もことゝへ、此山をうしはく神の、昔より[illegible]、今日のみは、目くしもな見そ、こともとがむな。(原注、嬥歌者、東俗日賀[illegible])

男神に雲たち登りしぐれふりぬれ通るともわれかへらめや。

国志云、考萬葉集、古者男女登山祭神、雑居歌舞、各[illegible]、[illegible]、人[illegible]、男[illegible]、[illegible]、女[illegible]」夫[illegible]、中[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、按、[illegible]、[illegible]、男女集會[illegible]、[illegible]之處、今山中[illegible]、有[illegible]、嫉妬松、山是夢之、水山以双峰騈之故、百物取配也、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]

風土記に「夫筑波岳、[illegible]、最頂、西峰[illegible]、謂之雄神、不合登臨」とあれば、[illegible]、[illegible]以も、揣摩すべし。○筑波名跡志云、連歌の[illegible]、[illegible]小男体の嶺といふ、男体宮の背のそがひこ[illegible]、[illegible]日本[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]山より、甲斐[illegible]、[illegible]、[illegible]擬[illegible]異攻用加[illegible]後句し給へば、秉燭[illegible]人ありて、夜予者九夜日予者十日乎と、御製の後句を續けり、是故に、連歌を筑波の道といふ、[illegible]、[illegible]、波[illegible]現、旅人の[illegible]、[illegible]、[illegible]基公の[illegible]に泣入て、昔物がたりの事、[illegible]、[illegible]の[illegible]、[illegible]に古今の歌林を語りたまひたれば、[illegible]基公是を聞書して、[illegible]問答と[illegible]、[illegible]心の書なりといふ。

三角石峰　男[illegible]峰の[illegible]にして、一名剣[illegible]、相去る十町余、[illegible]、[illegible]の[illegible]たる。此峰はもとより男体と相抗するに足らずと雖、西方よりは[illegible]て、女体[illegible]男体の背に[illegible]の位置に[illegible]は「双峰切比、側立成一峰」或は誤りて三角石を以て、双耳の一と認むることあり、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、分界也。

水無川　[illegible]、[illegible]、[illegible]へ[illegible]、[illegible]と呼ぶ、歌名所なり、[illegible]、[illegible]へ注入す、長一里餘。

[illegible]、[illegible]一つ[illegible]にまたゆらにわがおもはなくに、[illegible]

つくばねの峰より落るみなの川こひぞつもりて淵となりぬる、　　　[illegible]

[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]にて、末は筑波川に入る。○木曾路圖會云、女体の山間に、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]那の川と云ひ、二神の靈泉なれば、多く戀の歌によむ。○筑波名跡志云、観蒲庵、大御堂の西、十町餘、谷に在て、男女[illegible]、[illegible]に入り、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]男女川をつた[illegible]、[illegible]、[illegible]の折と見えて、道人のいと殊勝なる坐す、合掌の手にさ[illegible]、[illegible]、[illegible]、泊の磯に住はてず霞の浦も春はくれ行」と、此歌を按するに、[illegible]、[illegible]、[illegible]此山に[illegible]、[illegible]、[illegible]に出つれば、男女の川と名つくるとぞ。○按、常陸國誌に、

[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]

ともあり、是れ名義を派流に歸着せしむるなり、即水無の義に外ならず、亦男女の意なしと雖、或は女の川と附會し難きに非ず。同國雑記云、みなの川は、此山の陰に流れ侍り、戀ぞつもりてと、詠せられしを思ひ出でゝ、

つくば根の紅葉うつろふみなの川ふちよりふかき秋の色かな。

[illegible]、[illegible]、[illegible]にて、[illegible]、[illegible]、[illegible]に[illegible]

くずはの葉の[illegible]みなの川[illegible]とちりつもるら
ん」（新拾遺）[illegible]の川[illegible]より落つる[illegible]花に
[illegible]えやは[illegible]る、（新拾遺集）[illegible]家。
雪は申さずまづ紫の筑波山、　嵐雪

大島（オホシマ）

今筑波町の管内なれど、男躰の西麓にして、相去ること一里餘、筑波川（櫻川）の左岸の田居なり。

（松國）

國[illegible]、[illegible]大字[illegible]、大島と[illegible]の田居なる[illegible]、其東南に隣りて、臼井へつづく。大島の北は、即郡堺にして、眞壁部の椎尾、酒寄に至る。國松（クニマツ）は弘安勘文に見え、田宅競廣き村邑なり。

水守郷（ミモリ）

和名抄、筑波郡水守郷、訓[illegible]。今の田水山村、作岡村にあたり、[illegible]郡、[illegible]郡の北にして、近世には、新治郡の管内たりき。又水守に作る、水守の古壘址とて、[illegible]存す。

郡郷考云、今新治郡水守村是なり、中世[illegible]三守「[illegible]」又水漕「[illegible]」に[illegible]、[illegible]門[illegible]にも水守と[illegible]る所なり、（[illegible]、石田[illegible]）[illegible]居り、水守[illegible]と稱す、[illegible]北條村[illegible]より、多氣[illegible]と[illegible]、[illegible]子[illegible]水守氏なり（[illegible]宇治拾遺[illegible]）

（水守城址）

此郷は筑波郡南條の首なり。○新志補云、水守村、舘内の地たる、高[illegible]より[illegible]、此[illegible]、四面陸地を[illegible]、[illegible]北[illegible]を隔て、北[illegible]今耕地となり、[illegible]其[illegible]、一は西北隅に在り、[illegible]土八幡社あり、[illegible]、一は南方にあり、大約高一丈、周回二拾間許、[illegible]一は[illegible]方に在り、大約[illegible]拾四百間、[illegible]

田中（タナカ）

今水守、山木と相合せ、田水山てふ村名を立つ、北條の西に[illegible]、[illegible]中世にく、田中庄五百町と稱したる庄園あり、[illegible]とは、北條に[illegible]たり[illegible]り、[illegible]まで[illegible]諸村[illegible]たるが、其[illegible]地は[illegible]此とす、[illegible]吉山王の[illegible]あり。

常陸國田中庄、相模左近大夫將監入道[illegible]、地頭職之事、任今月十一日御下文之旨、可令[illegible]沙汰[illegible]入道々[illegible]代官之状、[illegible]、

貞和二年五月十七日　　武藏守（判）

[illegible]

新志云、今田中庄といふは[illegible]、古[illegible]方[illegible]庄、村田庄、下村庄等の[illegible]、常陸國田中庄といふ所に、法觀坊といふ山伏ありとありて、其[illegible]、田中[illegible]は田中庄[illegible]なり、其[illegible]山[illegible]、[illegible]十八年五月、[illegible]常[illegible]「[illegible]」[illegible]と[illegible]「文治[illegible]年[illegible]」[illegible]中、下村[illegible]、[illegible]、半眞、[illegible]昔八[illegible]なる[illegible]、[illegible]の一時知れざりしなり、後八田知家が七子、田中九郎左衛門尉知氏、此[illegible]地なるを以て、地頭となり、[illegible]五世孫三郎[illegible]に[illegible]、高師直が[illegible]、[illegible]「小田[illegible]、[illegible]色田[illegible]系圖に、[illegible]、院北面たり、子孫[illegible]となりたるも、御領を地頭せしに由る」其内四分一[illegible]、[illegible]の頃、[illegible]（入道[illegible]）地頭[illegible]、[illegible]、貞和二年、佐竹貞義[illegible]となり、[illegible]、佐竹義[illegible]、山[illegible]永徳三年[illegible]書に「[illegible]方」[illegible]十二月には[illegible]、共に[illegible]なれば、[illegible]當時の[illegible]と見[illegible]ど、[illegible]ならず、[illegible]又小田氏[illegible]せし[illegible]見[illegible]、[illegible]五年七月[illegible]治、永禄三年八月氏治、其後小田氏[illegible]、[illegible]で、田中庄五百丁、[illegible]田[illegible]の[illegible]、[illegible]田中庄と[illegible]たり、是れ其庄田[illegible]延して、下妻庄に遷りし故か、今も下妻邊に田中庄内[illegible]といふ村[illegible]、[illegible]信太[illegible]、波多野[illegible]少[illegible]治[illegible]（信太郡[illegible]）[illegible]廿[illegible]年[illegible]せる[illegible]に「田中庄[illegible]、長[illegible]常住」と識す[illegible]、[illegible]下妻、東[illegible]と[illegible]、岩松[illegible]、[illegible]三年[illegible]、田中庄小田[illegible]、又佐竹[illegible]行[illegible]、慶長五年[illegible]田中庄[illegible]、此に[illegible]は今筑波郡にあり、以て田中庄の大略を知るべし。

山木（ヤマキ）

新志[illegible]、多賀谷[illegible]云、元亀元年、是歳、小田氏の地[illegible]、[illegible]山木、田中に至り、北は[illegible]、[illegible]に至るまで、[illegible]に築き、臼井[illegible]守を置て、之を守らしめ、遂に小田、北條を攻め、又[illegible]谷田部城を攻て之を亡し、弟[illegible]伯を其[illegible]に[illegible]、[illegible]の地を[illegible]ふ。「[illegible]記錄」

作谷（ツクリヤ）

今明石（アカシ）、寺具（テラグ）、及び安食を合せ、作岡村と改む。[illegible]、水守の[illegible]にして、[illegible]の[illegible]とて、[illegible]あり、[illegible]に[illegible]て、子飼川に[illegible]

（石[illegible]）

[illegible]、明石[illegible]り、もしくは此明石の村[illegible]ならん。

諸清郷（スカマ）

和名抄、筑波郡[illegible]、[illegible]にて、スカマとよむ、即今の菅間村是なり、水守[illegible]の北にして、[illegible]の[illegible]とす。

一書に、諸蒲とは、萬葉十四、東歌の中に「みやしろの[illegible]」と[illegible]、[illegible]り、[illegible]にや

菅間（スカマ）

今菅間村と云ふ、北條の西北一里、[illegible]田村なるが、洞下、[illegible]を[illegible]菅間とす。菅間は、和名抄に諸蒲に[illegible]、[illegible]の間の地[illegible]、[illegible]間とは[illegible]

洞下（ホラゲ）

今菅間村の大字なれど、西に離れて、林丘の間に在り。洞下の北は、[illegible]、眞壁の郡界とす、[illegible]の[illegible]、

其故を知らず、佐谷の誤にや。

佐野郷（サヤ）　和名抄、筑波郡佐野郷、今高道祖村及安食（佐谷（倉安）に作る）にあたる、即吉沼、本守二郷の西にして、子飼川の東岸の地なり、本郡に於て西北隅の極限とす。

佐野を訂、倉安、古書に見えたる、佐谷村に擬引されど、倉安は、今の眞壁郡なれば、用ひらず、高道祖は、サヤサイに近き、高佐野の訛なるべし、佐野を見合す。

高道祖（タカサイ）　今高道祖村と云ひ、洞下の西一里、子飼川の東岸なる部落にて、円き崗阜に甲餘にして、[illegible]下妻町に達す。又南一里半にして、吉沼村に至る。（其間なる安食村は、今作谷村へ合せらる）元治元年七月水戸の騒乱に、筑波山に據り、藩府及び諸藩兵の来攻にあたり、高道祖に合戦したる事、筑波の條下に所見あり。元治元年六月、天狗藤田丸、藤田、竹内以下、百餘人、野州大平山より還り、筑波山に登り、諸院民家に宿し、義軍と稱し、四方に呼號するより、幕府、水戸及び諸藩の兵を遣し、之を伐たしむ、市川は之に首で、七月六日、其軍下妻、關本、黒子にかゝる。官軍は多寶院に陣し、市川は高幡寺に居る、兵凡四千と稱す。七日、田丸稻之丞、兵六百餘人を勒し、山を下り、高下村を經て、高道祖に迫る。追討軍已に小貝川を渡り、高道祖に在り、銃砲交發して、勢威當るべからず。田丸拔伐一二合にして、輒く兵を收め、洞下に退保す、追討軍亦夜を以て下妻の營へ退却す。八日、天狗黨夜襲の謀を決め、藤田小四郎、竹内百太郎、飯田軍藏、西岡邦之助等、精鋭三百五十を三隊に分ち、夜半保末村に至り、小貝川を徒渉す。一隊は本路下妻に至り、多寶院の陣を斫り、一隊は大寶村を經て多寶院の背に出で、一隊は[illegible]なりとす。夜五更、天狗黨多寶院に向ふ、遂に前後より攻入り、鉄砲[illegible]明に僞に迫る。監軍身を以て脱走し、屯兵の諸軍、狼狽為す所を知らず。筑波勢悍猛者、天已に明けたるを以て、急に隊を収め、大寶八幡宮に詣で、凱旋す、藩府伐々諸侯の将士、一敗して氣沮み、下妻を捨てゝ退去す、下妻藩主井上氏は、孤立守り難きを以て、之を顧みるに堪へず、藩邸積年の資、悉に掠奪せられしに由る。

騰波江址（トバエ）　今高道祖の西北にして、眞壁郡上野村、騰羽村と同郡黒子村、[illegible]波江村、大寶村との間なる卑濕、舊界なり。古風土記に、筑波郡西十里、在騰波江、長二千九百歩、廣一千五百歩、東筑波郡、南毛野河、西北新治郡、艮白壁郡。とあるに比せしにて明白なり。古の筑波、白壁、新治、及び毛野河、此には、高道祖の西なる鬼怒川の舊河道、糸繰川とも云ふもの新治郡と豐田郡の間を貫き流れ、高道祖に至る者を毛野河と云ふ）の中間なる、一大澤にして、子飼川之に瀦し、淮々とる沼を成せる也。筑波郡家より測れば、古代里數二十里許、十恐らくは廿の誤のみ。然るに、萬葉集筑波山の歌に、之を新治の鳥羽の淡海も、秋風に白波立ちぬ、筑波嶺のよけくを見れば、長きけに、念ひつみこし、憂はやみぬ、とよみたるに拘泥し、新治郡内の地と、騰波江を定めて、大寶沼を以て之に充てたるは、甚しき誤なり、新國志、郡郷考以下、皆此失を免れざるのみならず、古野其信濃江は「あ」の如きは、騰波江の四至と、河内郡の四至とを疑へる、惜むべき誤謬なりし、其時は、大寶沼の北に非ずや、大寶沼は長さ大略南北四十九町、東西二十三町と稱するも、騰波江の南に在り、其國大小の大寶沼の北に非ず。大寶沼の東岸なる六串、若柳、大園の高丘を舊時の界界とし、相隣比して碧波を漲らしし也。且其汎濫、及び消滅の所以を考ふるに、主として毛野河の流勢に因れり。即、毛野河の屈折して、新治郡下眞壁郡の南を、東へ流れ、筑波郡佐野郷に至るや、子飼川の瀦潰、其委口を、毛野の大水に支へられ、此に滲潰して、淮來の澤をば、毛野河の溝者と判知せらる也。豐田郡、[illegible]道を通して、豐田郡、北に吉田村、南、毛野の河道を、豐田郡の中に移して、已に年以前なる毛野河、鬼怒川の條に述べたり、騰波江の其積濁に白波たてる一陸地を消滅せしめ、頗る變化の事に思はる

つくばねのもみぢちりしく風吹けばとばの淡海に立てる白波、（夫木集）

眞壁郡

眞壁郡（マカベ）　筑波郡の北にして、今面積凡二十方里、人口十萬、三十一町村に分ち、下館に治す。南も其境域は、結城郡、茨城郡と相交錯する所あるを以て、本編は、

子飼川以西の、舊新治西郡の地（下館、下妻等十七町村）を結城郡（下野國へ係く）の中に轄せしめ、茨城郡の中郡（舊新治中郡）三村を、眞壁郡の下へ移して、其界線を整へたり。

眞壁は和名抄、萬加倍と註し、七郷に分てり、古風土記には、白壁と云ひ、延喜四年に改めらる。

風土記註、紀、延暦四年、詔、改姓白髮部、爲眞壁部、（蓋光仁先皇諱也）據此、則郡名亦當時所改也。

又風土記に、白壁郡の四至を録し、東筑波郡、南毛野河、西北新治郡と云ひ、南は其實を失す、白壁郡、南筑波郡（もしくは筑波岳）とこそいふべけれ。されど、東筑波岳の誤と見るも、大害なし、西南には古へ毛野川騰波江（子飼川）の相會せるなれば、是も南毛野河にて妨げなし。

（眞髪）

今昔物語、眞保、天慶の頃、[illegible]相撲の最手に、眞髪(マカミ)[illegible]代村、及び子息あり、長元中に、源頼信の手に[illegible]常を代たる時、大水を渡りて先導したる、眞髪高文あり、是れ本郡々司の族なりしか

近世の初めに、新治郡伴佐生、小栗保の地を本郡に合せ、元禄中に至り、[illegible]の地を[illegible]す、故に和名抄七郷の部域は、新治郡の六郷を割き、[illegible]に備へたり。境今の疆域は、[illegible]、水縁山系の西背今合に接するに、子飼川[illegible]、結城郡[illegible]、之を下妻に治すべく、中郡三村は、眞壁の治下に[illegible]るべし。本篇之に慮る所ありて、私に[illegible]して、後の改者に問はんと云爾。

（白壁）

眞壁は、中世まで、白壁[illegible]用したること[illegible]吉田門倡更名に、[illegible]其門[illegible]の往意、白壁の教善、シラカベの了習、白井の教習などいへり。

伴部(トモベ)郷

和名抄、眞壁郡伴部郷。○今[illegible]、或は中郡（新治）の友部を以て之に擬したれど、形勢相隔離し、同名異地に[illegible]、[illegible]南界、上野、石田の邊に郷名を缺けば、それに擬すべし。

石田(イシダ)

近時、西河内郷の石田に[illegible]に、眞石田とも云ひ、今は上野村の大字とす。櫻川の西邊にて、筑波郡[illegible]の北に接し、[illegible]山を正東に仰ぐ。

[illegible]、今眞壁郡、[illegible]石田[illegible]より、將門記を按ずるに、「焼自野本、石田、大串、取木[illegible]宅、迄至與力人々之小宅、皆悉[illegible]、[illegible]眞壁、新治三郡、伴類之舍宅、[illegible]、如員焼掃」とあり、大串村は、今に存して大寶沼の東にあり、眞壁の石田と遠からず、又同書、[illegible]

「介良兼依有因縁、到着常陸國也、將門僻(ヘットリ)聞此由、以同十九日、[illegible]其力伴類舍宅、如員[illegible]、[illegible]留之[illegible]、[illegible]以二十二日、如員立出、[illegible]之由南[illegible]、[illegible]、[illegible]

の麓下にありて、眞壁郡に接す、新治の石田とは、共間[illegible]せたるも、即此地なり。

上野(カミツケヘ)

[illegible]の間に、一條の子飼川南に流るるを見るのみ。

（木野）

成井(ナルイ)

[illegible]の低野は、全く古の海中なりしも知れず。此海は、南[illegible]

（鳥鷺）

[illegible]り、[illegible]時此に鳥羽の村名を遺てしは、何人の命[illegible]

偶然の事とはおもはれず）

鳥羽の[illegible]事は、新治西部（下野結城郡の中に在り）騰波郷、并びに筑波郡騰波江址を合考すべし。

保末(ホスエ)

今鳥羽村の大字にて、子飼川に近く、[illegible]、田野の中に在り[illegible]保末を[illegible]保氏の[illegible]ふは、何の故にや。

大村(オホムラ)郷

和名抄、眞壁郡大村郷。○今詳ならずと雖、[illegible]近時大村の村名を立てしは、土俗に[illegible]あることならん。然らば、大村、村田村、及び鳥羽村の一部にあたり、伴部郷の北なり。中世には、此[illegible]田[illegible]と云へるも、大村に[illegible]からず。

海老島(エビシマ)

今中根、山王堂、[illegible]、有田等と相合し、大[illegible]村と改む。石田の北一里、眞壁の西南一里半、[illegible]、下妻の間[illegible]、小[illegible]市を為す。[illegible]原を合考すべし）

[illegible]八幡[illegible]古戰錄云、常陸の小田天庵入道氏治を攻めらるべしとて、小田[illegible]の軍[illegible]したるに、近邊の諸將見[illegible]て、佐竹、結城一味同心して、弘治二年二月下旬、眞壁郡海[illegible]、[illegible]入道[illegible]、[illegible]新[illegible]云、[illegible]、[illegible]氏治小田、[illegible]、[illegible]其北係氏[illegible]公相識、[illegible]山[illegible]、[illegible]、[illegible]六州江[illegible]、[illegible]、[illegible]宇都宮、[illegible]生人數、南佐野[illegible]人[illegible]、[illegible]高[illegible]、[illegible]幡守[illegible]陣、[illegible]其大軍、[illegible]小田、[illegible]、小田氏治以下足二千騎入戰、[illegible]之[illegible]也、結城七郎晴朝入[illegible]、[illegible]合戰、氏治過半敗軍之時[illegible]、[illegible]、小田人數討捕子[illegible]、[illegible]、自戰場直土浦城北也、弘治二[illegible]四月五日也、山王堂軍是也、翌日六日早

朝、政勝小田乘入、七郎晴朝取陣小田本城、百年以前、從小田結城相働、於鹿窪合戰、雖然無取城、百年以後、政勝攻小田取之、千餘人討捕、會地理、誠堪以爲會稽址、政勝所以歡抃喜躍也、小田領中幣四十二鄕、田中莊、海老島、大島、小栗、沙塚、豐田、一所不殘作領地、結城親萬歲、其後永祿二巳未、政勝行年五十六歲卒矣。

（山王堂）山王堂合戰は、古戰錄(常陽四戰記大同少異)と結城家譜にて、大差あり。按ふに是は家譜に從ひ、結城と小田爭戰と爲すべきに似たり。

倉持（クラモチ）　今大村の大字にて、海老島の南半里、中根、山王堂と相近し。倉持祠(俗に鹿島神に混同す)あり、三代實錄、鄕造神（サトツクリ）、蓋是なり。

（鄕造神社）郡鄕考云「仁和二年六月、授常陸國正六位上鄕造神、從五位下」とあるは、今倉持村の神祠なりと、倉持、車持同訓なり、其名にて考るに、姓氏錄「車持公、上野君同祖、豐城入彦八世孫、射狹君之後也」此射狹は、即伊讃にて、眞壁郡及新治郡、共に此人の治められし故に、射狹君と稱し、二鄕の名にも負たる程の功業ありしを以て、其子孫車持公も此地に居て、射狹君を鄕造神と祭れるにてはなきか、神庫に入田知家、小田持家が寄たりと云ふ物を藏せるを見れば、其先より世の崇奉ありし事知らる、鄕造は國造、柵造の造と同義なるべし。

松原（マツバラ）　今大村の管内にて、海老島の北に接し、田宿（タジユク）は更に其北、推尾、宮山の西なり。

常陸道記云、海老島故城を見んと欲し、土人に問ふに、當宿エビガシマは島田なり、本郷は隣れる松原なり、何時にか島田へ本名を貸して、本郷の名を松原と改めけり、故にこの宿をエビシマとは呼ぶなり、云々、故城は松原にありと見へたり。

村田（ムラタ）　舊庄名にて、今の大村、治も村田村、島羽村へも渉りしか、近世は村名に轉じ、吉間、大林、鍋山等を總ふ。

吾妻鏡、文治四年、常陸國村田、田中、下村等庄事、又安樂壽院領云、或八條院御領云、年貢可沙汰何御倉濟哉。

新編云、小山朝政、村田下庄の地頭職を賜る、これ八條院の御領なり、按に結城の族、本國西邊の地を領するもの、蓋此時に始まるなり、東鑑建久三年の條に見ゆ、後宇多院御領目錄に、安樂壽院領村田庄同下郷とのするも此なり。又云、村田氏は、下野國小山朝政の四世孫、朝村の祖とす、村田、四保、藥師寺皆これに出づ、朝村の三世孫、阿波守政盛は、北畠顯國を擒にせり、其子貞光に至り、宗絶ゆ、一族四保駿河守、代りて村田莊を領し、曆應年中、南朝に歸順せしとありしが、又武家に屬す。(四保の條を合考すべし)

吉間（ヨシマ）　今村田村と改む、海老島の西北一里、吉川、内淀、鍋山、竹垣、大林等の大字あり。南北爭亂の際に聞こえし、村田城址は、吉間に傳說せらる。

關城繹史云、據小山系圖、村田阿波守政盛、居于村田城、若城官軍館岡行隆、攻村田城、是也。白川結城文書、康永三年正月、關大寶合戰日、村田四保城被押隔、無心元之處、其身非兩婁、即時出家、因幡者爲代官、出降人了、村田本領主、即當領城中、無面目之次第也。

（吉田）郡鄕考云、村田庄は、後宇多院御領目錄(原注、此書は後二條院の頃成る)「安樂壽院領、常陸國村田庄、九條前關白、同下、大宮門中納言」とあるは、九條大宮門二家へ領家職を讓り給ひし、それを安樂壽院へ寄附ありし也、弘安勘文、村田庄三百六十丁、嘉元田文同じ、捨葉抄に村田吉間藥師堂ともありて(抄は、黒子千妙寺亮珍の集なり)今吉田吉間二村を、吉田村と稱す、

大林（オホバヤシ）　今吉田村の管内にして、吉間の西南半里、子飼川の邊なる低窪の中とす。一書に、和名抄大村鄕の村字は、林の譌にて、大林に引きあつべしと云はれしは、從ひ難し。

伊讃鄕（イサヽ）　和名抄、眞壁郡伊讃鄕。○今長讃村の一部、並びに紫尾村、及び眞壁町の一部にあたる如し。

即大村鄕の東にして、櫻川の兩岸にわたり、筑波山の西北麓なり。眞壁町の大字伊佐々は、即伊讃の遺名にて、イササとよめることも、之に徴すべし。

郡鄕考云、今伊佐佐村是なり、弘安勘文、「已に伊佐佐五丁一反」あり、夫木集に、いささ川とよめるは、此地の川にして、新治郡伊讃と、同字にして唱異なるは、二地の遠からぬ處なるを以て、相別たん爲の、後世のわざなるべし。

宮後（ミヤゴ）　今源法寺、猫島等と相合せ、長讃村（ナカサ）と改む、海老島の東北半里。元は宮鄕にて、宮山と共に一村なりしならん、本鄕てふ字ものこれり。

（猫島）猫島（チコシマ）の邊には、土俗しきりに安倍晴明の舊事古蹟を說くは、其故を詳にせず。恐らくは、晴明を以て、師祖と仰ぐ所の唱門師(兇文師ともいひ、陰陽道の祈禱者なり)、中世には盛に聞こえたり)の、託開に出づるならん。杉山私記にも、眞壁郡所々に、安倍晴明の說あるよし、見えたり。

推尾（オシビ）　（推火）今宮後、源法寺（ゲンボンジ）等に合せ、長讃村の大字とす。海老島の東にて櫻川の西邊とす、古簡に推火（オシビ）につくれり。

常陽四戰記云、弘治二年四月廿七日の夜、上杉謙信、山王堂に着陣、翌日の合戰は、後堂の下の原にて、犀下と原の間、猫渡十四町、其間の方、四方三十町許の薦野あり、小田氏治は、三千の人數にて、打出、大島村、海老島を經て、前の邊より筑波川を渡り、押竜村の邊に陣を取、山王堂に向ひ、深田を前にあてて備たり、云々。

鎌倉覺園寺文書に、元應二年、下野國、常陸國推尾、鍋

（源法寺）宮山村とあるは、即此とす。源法寺は椎尾の北二十餘町なるが、此邊は和名抄の長貫郷歟ともうたがはる。弘安勘文に、源法寺六町一反と見ゆ。

筑波川（ツクバ）（伊佐々川）櫻川、又伊佐々川とも云ふ、西茨城郡（今東茨城郡）の佛頂山（下野芳賀郡界）に發し、西に流して岩瀬驛を經、南に轉じて眞壁郡に入り、[illegible]の西偏を過ぎ、筑波山の西麓を遶り、筑波郡へ入り、[illegible]、東南に進み、土浦に至り霞浦に入る。西茨城、古茨城郡）の條に、櫻川重出す。

筑波川をわたりけるに、いさゝの橋を過ぎて、

渡りきて末たどらへしかくばおはいさゝの橋に[illegible]

夕ぐれ、［回國雜記］

郡郷考云、此川源を古新治郡山田村より發し、[illegible]郡に過には櫻川と云ふ、[illegible]常陸國に、櫻川といふ川のありとき、、紀貫之、常よりも春へになれば櫻川[illegible]の花こそ間なくよすらし[illegible]するは、此處なり、[illegible]南流して古郡の東にいたり、東流して古新治郡に入り伊佐佐川と稱す（回國雜記）[illegible]なり一[illegible]流して筑波郡に入り[illegible]山よりの小流數條を受るを以て、筑波川（關東古戰録）に[illegible]川と云ふへしと呼ぶ。

椎尾（シヒヲ）（紫尾）今紫尾村と云ひ、酒寄、山田、羽鳥を合す、筑波山の西北麓なる高輪にして、[illegible]里、筑波川を西に帶ぶ。

（四保）椎尾は、中世の書に、四保と作れる地に同じかるべし、關城繹史に、四保を[illegible]て其故を[illegible]す、保字に拘りての說にや、信[illegible]、小山政村は當國村田、四保、羽[illegible]、[illegible]、下野國に居れるにや、[illegible]、[illegible]、四田五郎左衛門と稱す、其子[illegible]と云ふ、[illegible]業[illegible]て、村田庄四保の地に居て、四保氏となる、駿河守業が間に至て、[illegible]中、南朝に歸し、武家に破られ、地を捨て出家す、其子四郎等は降人となる、白河結城書、北畠親房状に、一任合戰目、村田四保城、[illegible]、心元之處、其身[illegible]、即出家、四郎等[illegible]代官、出降人了　村田[illegible]、[illegible]城中、[illegible]之次第也、云々、此事[illegible]、[illegible]、一[illegible]之[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]之由[illegible]也、と見ゆる、其[illegible]は四保[illegible]、[illegible]に改り、改易せられ、こゝにすべて沒ぎたるなるべし、弘安惣文に、[illegible]村椎尾四十町は、同貞名、貞國名、[illegible]名[illegible]分て、伊勢の光明寺に寄せて、結城道忠の子孫に、村田四保入道跡、當國[illegible]、[illegible]山へ瀧下一云々と、又常陸[illegible]に一四保[illegible]守[illegible]門、結城道忠[illegible]也、[illegible]、いかゝ、一伊[illegible]。

藥王院（ヤクワウ）椎尾山に在り、[illegible]、[illegible]。[illegible]

[illegible]

富谷（トミヤ）今椎尾村[illegible]、往時は筑波郡の中なれど、其南にして、筑波郡大島と[illegible]田道[illegible]郷[illegible]云、弘安惣文に、筑波北條、酒依二十町五段大、[illegible]保[illegible]に、今眞壁郡酒寄村也、筑波[illegible]に、[illegible]叙して[illegible]の常陸[illegible]とする人の所帶にあらざる歟。永享後記云、永享の末かとよ、[illegible]公方持氏、永安寺にて終に[illegible]より、[illegible]公達兩人、日光山におちられ給ふ、いつまでかくしあるべきとて、永享十二年三月四日、常陸國中郡の庄、木岡と城にて義兵を起し給ふ、其時小田の一門、[illegible]別當[illegible]のすゝめにより、其兄筑波法眼玄朝、[illegible]、同伊勢守持重以下、舊功の輩、七所の城に[illegible]り、同[illegible]、[illegible]、是も分内せ[illegible]しとて、同十八日[illegible]の庄[illegible]、同廿八日、結城へ御座をうつさる。筑波郡誌條にも、[illegible]なり。

山田（ヤマダ）今紫尾村の大字にて、薬王院を去る半里、筑波山の北なる溪間なり。弘安惣文、眞壁郡山田二十二町。回國雜記に

櫻川を渡りけるに、紅葉うつろこて、波に映じけるを見てよめる、

秋の色にうつろひ[illegible]波に[illegible]の花をそへつゝ、

同じ國、山田と[illegible]いへる、山伏の坊に[illegible]て、

[illegible]木にけふは[illegible]の常陸[illegible]へてや[illegible]くらせむ

[illegible]、[illegible]、此寺は、[illegible]山最[illegible]、[illegible]、[illegible]寺の[illegible]で、[illegible]作し[illegible]山を[illegible]、[illegible]二十[illegible]、[illegible]に、[illegible]寺、[illegible]、[illegible]、又一[illegible]は、[illegible]二年、[illegible]門[illegible]す。

[illegible]

羽鳥（ハトリ）　今宮村の中に、今は、由田の東に接し、[illegible]
[illegible]
は中里村に[illegible]
[illegible]
[illegible]
由、以甘三日、[illegible]
常陸國千葉入之者、[illegible]
羽鳥は即ち此の村なり、[illegible]
して、羽鳥の[illegible]
て、弓袋山[illegible]
記に、羽鳥[illegible]
他の村[illegible]

（續記）

樋穂（ヒホ）[illegible]

眞波部久岡（ハハベクヲカ）

[illegible]

伊佐佐（イサザ）　今[illegible]

眞壁郷

[illegible]

眞壁（マカベ）（古城）（町名）

今は[illegible]

[illegible]

法名愛翁道具、〔愛翁寺位牌〕眞一寺を城内に創め、沒して其寺中に葬る、因て愛翁寺と號す、〔愛翁寺縁起〕二子久幹、在顔あり、久幹薙髪して道與と更め、樗蒲軒と號す、〔系圖、芹澤文書〕二子氏幹、義幹あり、氏幹右衛門佐と稱す、薙髪して道無と稱し、又暗夜軒閑齋と號す、〔系圖、芹澤文書、大宮司文書〕人となり勇武超倫、力數人を兼ね、戰ふ毎に好て樫木杖を用う、長丈餘圍八寸、六稜隆起す、鐵筋を嵌し鐵乳を植ゑ、揮霍以て人馬を縦撃す、向ふ所披靡せざるものなし、世に鬼眞壁と曰ふ、〔關東古戰錄〕子房幹、柿岡城へ移り、佐竹家に從ひ退轉す。

山尾（ヤマノテ）（富士根）　田村、山尾、山口等の部落は、眞壁町の東南にて、筑波山脈の麓とす。其山脈の北方、葦穗、加波山に連なる間に、眷山（アマ）一峯あり、標高五百二十八米突、山尾の正東にあたる、又富士根（フジネ）てふ奇峯あり、山尾の南に當ち、獨立の狀あれど、畢竟するに、筑波の葉山の尾の一なり。

新志云、山尾山、是を眞壁の小富士と稱す、富士權現の祠あるを以てなり、凡てこの邊の小丘、皆高山の山尾なり、たゞこの山のみ獨立して、上ること二十町許り、林木蓊茂して、禽獸陰に遊ぶ、土人相傳ふ、是山に天狗あり、故に人樹木を伐ることを得ず、若强て是をなせば、必怪異の事ありと、光明寺、山尾村に在り、臨濟宗なり、寺祖龍江の時、義堂和尚の詩あり、空華集曰「赤羊當東待者、歸常州、錫首(?)祥雲象田、光明龍江二禪師、東歸故園莫憩程、紙帳[illegible]鶺鴒棠、好看[illegible]山々脚下、首[illegible]影現佛光明」永祿天正の比、眞壁の城主、右衛門佐入道々夢の叔父、在岡と云僧住持せり、この僧書をよくしたり、又千福寺、同村に在り、天台宗にて、朱印地四十三石、高幡山無量壽院と號し、眞壁古城の背戶、鹿島明神の別當を兼ぬ。

弘安勘文に、山野宇（ヤマノウ）十二町、田村十町と載す、稲田門侶交名は、常州山ノウ光信 眞壁眞佛の門弟としあるも此地也。

飯塚（イヒヅカ）（山野宇）　今眞壁町の大字にて、町屋の西に接す。〔宍戸一木文書、永享の比のものに、眞壁庄飯塚と見ゆ〕〔郡鄕考〕下總國事書に、「康正元年、宍戸一木持胤[illegible]六郷以前當領、眞壁郡窪鄕、飯塚鄕等地、宍戸氏許之」とあるも此とす、窪鄕詳ならず、

櫻井（サクラヰ）（白井）　今白井（シラヰ）小橋、長岡等、相合せて櫻井村と改む。眞壁町の北に接して、葦穗、蒲の二嶺の下とす、

櫻井の不動院に、天正年中の劍客、齋藤傳鬼坊の墓碣ありて、列官社ともいふ。此人の傳は、武藝小傳に見えたり。小田原北條家の小香家の子にて、幼字金平、劍擊の術を學びて、[illegible]を極め、終に一家を成して、天流と稱したり。〔新志〕

常陸國[illegible]郡白井郷、[illegible]安樂寺跡事、早守[illegible]寄進之旨、小幡[illegible]、相共[illegible]、可被沙汰付下地於鹿島大神宮雜掌之狀、依仰執達如件

應永三十一年十月十日　藤原[illegible]

築波讃岐守殿　[illegible]

葦穗山（アシホ）（足尾山）　今足尾山と云ふ、白井、眞井の東嶺、標高六百二十八米突の者を指せど、古人のいへるは今の加波山をも汎く呼びて、佛頂山に至るまでの一脈、五六里に亘れる總稱なり、[illegible]

古風土記云、自新治郡、自郡以東五十里、在笠間村、越通道路、稱葦穗山、古老曰、古有山賊、名稱油置賣命、今社中、在石屋、俗歌曰、

こちたけば乎波頭勢山のいはきにもゐてこもらなむなこひそわきも。

郡鄕考云、萬葉集に、事しあらば小泊瀬（ヲハツセ）山の石城（イハキ）にも隱（コモ）らば共にな思ひそわがせ、

とあるは、風土記なると、少異に過ぎず、小山田氏云、こちたけばとは、言痛くあらば也、石城は陵墓なり）

筑波ねにそがひに見ゆる安之保山あしかるとがもさねみえなくに、〔萬葉集常陸國歌〕あしほ山花さきぬらん筑波ねのそがひに見れば雲ぞ棚引、〔現在六帖〕行家

其他、延保百首にも、此山をよめる歌多し、此山筑波の北背に接續して、高さ加波に亞ぐ、加波は又此山の北に連なりて、二山は本郡と古茨城郡とを界せり、古新治の郡家より笠間に往くは、此山を踰しと見ゆ、古郡よりは八里程あり、風土記五十里と稱するも當れり、今は足尾山に作る。○新志補云、萬葉仙覺抄、あしほやまの歌の注に「葦穗山、常陸國新治郡にあり」とかけり、風土記、「新治郡以東、笠間村、越通道路、稱葦穗山、今社中、在石室」今思ふに、笠間よりの往來には、蒲山の北邊を通ふべきに、葦穗山を通路の由かけるは、疑ふべし、又葦穗山に岩窟あり、中に大杉明神の小祠あれど、是は少さき穴にて、古來名あるほどの窟とも思はれず、足尾權現の祠は山頂にあり。

傳正寺（デンシヤウ）　櫻井の奥にて、葦穗山の尾なる地に在りて、天目山と稱せらる。〔新志云、天目山は傳正寺の後峯也、筑波の北に方る、異邦天目山は徑（キン）山十二峰の一なり、その山に似たるを以て名とすると、即傳正寺の山號とす、傳正寺の開祖法身禪師は、徑山に上て聞法せる人なれば、殊に此號を設けしものと見えたり、この山松柏を生ず、傳正寺開祖は、世に謂はゆる眞壁平四郎なり、法身、或は法心に作る、一旦宋に入て佛鑑禪師に就き研學、歸朝して奥州松島の瑞巖寺を開き、後此里に歸りて、この地に卜居す、文永十年示寂、和尚の肖像、傳正寺の本堂に安置す、近世大綱派の曹洞宗に歸し、寺田六十石。

遠上徑山分風月、歸開圓福大道場、透得法身無一物、

元是眞壁平四郎、(神一作壁)

加波山 又蒲山に作る、筑波山の北に連なれる一峰にて、[illegible]七百[illegible]、筑波の[illegible]峰を去る東北約二里半。(雨引山より[illegible]南[illegible]二里)

(蒲山)

筑波山、[illegible]等に[illegible]する花崗岩は、何れも古生代[illegible]後の迸發に係り、古生層に接觸して變質を與へしこと少なからず、筑波山東南の古生層の如き、又加波山の北麓愛宕山の附近等の如き、最も其の著しきものなり。○加波山は、近年自由權利の論の民間に布くの初めにあたり、激越の壯士、竊に政府改造を唱へ、或は兵を執りて起たんと擬し、[illegible]、遂に此山中に據らんとしたる事あり。[illegible]加波山[illegible]と云ひ、[illegible]所傳の書あれば、此に省略しつ。

三枝神社 郡鄕考云、三代實錄「貞觀十七年、授常陸國正六位上三枝[illegible]神、從五位下」とあるは加波山中宮にて、其棟札に三枝神社と誌しありと云ふ、三枝[illegible]社[illegible]なへみと訓むよし、按、加波山は長岡の東にありて、古[illegible]眞壁郡と茨城郡との界なり、其高筑波に亞ぎ、峯穗に[illegible]れり、本宮中宮下宮とて三社あり、御朱印地百石を、長岡村圓福院[illegible]院分領し、中宮本宮を別當す、下宮は今[illegible]治郡大[illegible]村に別當あれども、御朱印地の配分はなしといふ、姓氏錄に、三枝部連は「額田部湯坐連同祖、天津彦根命十四世孫、建已呂命之後」なれば、此祠は茨城國造が、其境界なる高山に、其祖を祭りしなるべし。○[illegible]志[illegible]云、蒲山に禪定の岩屋と云ひて、窟あまたあり、毎年七月八日より、八月朔日まで、禪定の修行すとかたりき、さて思ふに、古は今の足尾山、加波山まで、なべて筑波山と稱し、風土記に所謂石屋は、この加波の窟にはあらざるかと推しはからる、さらば[illegible]間へ通路せしと云へるも、加波の北麓にて、今の往還の道と、さまでかはらざりしにもありけん、また神社の在所なる故に、神庭と云ひしが、遂には一山の稱ともなれるなるべし、[illegible]山なり。

長岡 (小幡) 今小幡、[illegible]等と共に、[illegible]村の[illegible]下に屬す、即加波山の西麓にて、眞壁町の北一里。

新志云、眞壁郡所々に荒墳あり、上小幡村にあるものは、其躰、平地を穿つこと四五尺ばかり、上下左右、及び奧の方、皆石を立ならべたり、中は席六疊を敷くほどなり、奧へ二間ほどあり、蓋をつきたる如くにして、大なることは丘の如し、上に松の大樹一株あり、廻り池溝のあとのくぼみたる所あり、一は白井村の路次の西にあり、其躰、上小幡にあるものと同くして小なり、其他この近邊所々にあり、土人の説に、上古[illegible]を[illegible]す、故に石室を築きて隱れ、因て火室と稱すと、荒唐笑ふに堪たり。○弘安[illegible]文、眞壁郡長岡十五町二段六十歩、白井[illegible]十町大、櫻井十七町、小幡四十二町七反。眞壁氏の一族に、長岡在名の人あり、南北の爭亂に、宮方たりき、長岡又次郎宣政といへり。

大苑郷 (大曾根) 和名抄、眞壁郡大苑郷。○今雨引村にあたる、大字大曾根と云ふあたりのところ、即眞壁郷の北にして、舊新治郡坂戸郷界に至る、西は筑波川、東は加波山雨引山に至る。

郡鄕考云、今大曾根村にて、弘安[illegible]文[illegible]に大曾根[illegible]、下總海上郡蛇園村、土人へびそねと呼ぶ、苑は、新撰字鏡[illegible]、平地土石交堅也、曾[illegible]也」とありて、其字の義なり。(弘安[illegible]文、大曾根百十二町、光行[illegible]二名に分つ)

本木 今大曾根、飯田、阿部田、羽田等と相合せ、雨引村と改む、眞壁町の北一里半、岩瀬驛の南二里、鹿島大[illegible]文書、正和年中のものに、眞壁庄本木と見えたり、雨引觀音堂は、本木村の舊管なり。本木とは、雨毛所々の地名、茂木と同義ならん。

雨引山 本木の東北なる峰巒にて、其[illegible]餘、加波山の西北に連なれる、別山[illegible]あたり、[illegible]。

[illegible]地也

樂法寺 雨引觀音[illegible]法[illegible]、此寺、[illegible]、寺領百五十石[illegible]。元[illegible]元年[illegible]云、常[illegible]、雨引山樂法寺者、[illegible]寶[illegible]、[illegible]也、其開[illegible]、[illegible]記錄、[illegible]、[illegible]山[illegible]起、[illegible]、中古[illegible]、[illegible]山中[illegible]、[illegible]、眞[illegible]、副以大[illegible]、今現存之。

神代郷 (龜熊) 和名抄、眞壁郡[illegible]代郷。[illegible]と云ふと、今龜熊村あり、眞壁町の[illegible]、[illegible]川を隔つれど、近時其管内に屬す、盖古の郷域に、龜熊より北、原方、大國玉、高森までも籠めたるならん。

郡鄕考云、今龜熊村是、初め神稻代なりしを、地名二字の制より、稻字を省きて、訓に其義を遺せりと見ゆ、和名鈔、石見邑智郡、淡路[illegible]原郡、[illegible]稻を久萬と訓す、是は代を省きて訓に遺せり、(國名上下毛野の、毛を省きて訓に遺せるに同じ、訓と文字とを合せて、地名の義知るべきなり)○神の龜に轉ぜしは、天[illegible]、龜石郡を、[illegible]、神石に作り、和名鈔[illegible]、[illegible]女志」なり、萬葉東歌に、神なかめとよめり、(本國鹿島郡神谷戸を、網田應永文書、龜谷田に作り、中郡池龜は今いけかみと呼ぶ)[illegible]を久萬と稱するは、和名鈔[illegible]、和名久萬之[illegible]、[illegible]也、又[illegible]代卷、保食神の身より生せる粟稻を取持て、大神に奉れる人を、天熊人と云ふと載せ、持統紀、奉奠を久麻たてまつるとよめり、倭姫世記「貢稻拔穗合拔[illegible]、[illegible]宮

御前縣、久眞備野本」姓氏錄「國栖、允恭天皇御世、年中七節、進御贄仕奉、神態至今不絶」（按、此神態は、神態の誤に似たれど、元神態の詞あるよりの誤なるを知るべし）新猿樂記、態來を作るなどもあり、淡路神稻郷も文永の地頭注文には、神代郷に作れり、（能登國志、羽咋郡神代村、訓加具美、神代神社あり、越後神代村も同訓、皆加美具萬の約なり）此地弘安作田勘文には、龜隈に作る、關系圖に神代氏あり、永享軍記に眞壁[illegible]伊勢守（眞壁記には上態に作る）皆此地の人なるべし、長岡文書、建武二年、龜隈彦次郎入道關所事とあるも、同地なり。

塙世（ハナハセ） 今眞壁町の管内なれど、町屋の西十餘町、[illegible]川の岸に在り。此村、弘安勘文に見えたり、田數六丁四反三百歩、元祿の草高八百石餘、慶長十五年庚戌の[illegible]田畑目錄、田合七町六反餘、畠屋敷合六十一町六反餘、此取米九十二石餘、永樂五十七貫文餘と見えたり。今[illegible]、[illegible]宗を奉し、[illegible]末寺門徒五十餘寺を總ぶ。

大國玉（オホクニタマ） 今高久、今貫、[illegible]、[illegible]と合せ、大國村と改む、眞壁の北一里餘、門井、[illegible]の東南一里。

新志云、大國玉村に將門の[illegible]あり、[illegible]遺存して崇敬せらる、中比まで[illegible]と申けるにや、大國玉社記に、[illegible]とばかりて、[illegible]し、この外石拂四九基あり、皆大造なり、近きほとりのあざにキサキミカドなど云處あり、[illegible]郡村に、舊舘の跡あり、平坦の地にて[illegible]存す、今[illegible]となれり、土人傳へて、將門の[illegible]の蹟也と、今に至て古實を[illegible]、[illegible]、將門大國玉村に城を築て居ると見えたるは、土人の説を附會せしなり、土俗の説信し難し、思ふに、[illegible]治の郡家などにてありしなるべし、[illegible]にて誅に伏し、其首は京に送られたり、其墳墓この邊にあるべきいはれなし。

大國玉神社（オホクニタマ） 今の大國玉八幡宮是なりと云ふ、續後紀、承和四年、常陸國眞壁郡大國玉神、預官社、以特有靈驗也、十二年、授[illegible]位大國玉神從五位下」など見え、延喜式、眞壁郡と註す。弘安勘文、大國玉社三十丁九段大とあるは、當時の神田なり。祭神は、大和の大國玉神と同一なりとも推し難し、諸國に其國の國玉神として祭ればなり、上野國の部尚諸所に、[illegible]と稱ふるも、其各地の地主神とす。

新志云、大國玉社は、今[illegible]明神と云ひ、社傳によりて考ふるに、祭神二座あり、東は男體宮と云ひ、西なる[illegible]體宮と云ふ、鹿島大神を祭れるにやあらん、又本社に傳ふる[illegible]十首あり、何れも鹿島神の[illegible]像を[illegible]まつれるものなるも[illegible]とすべし、何れの神にまれ其[illegible]、功[illegible]靈現と申し[illegible]年、[illegible]朱印地二十石あり、[illegible]

高久（タカク） 今[illegible]の大字にて、高久、[illegible]、[illegible]根、[illegible]大[illegible]、高[illegible]村に在り、

[illegible]寺

常陸國眞壁郡、竹來[illegible]、中根村[illegible]、有[illegible]人[illegible]、[illegible]、[illegible]

[illegible]十二月[illegible] [illegible]

[illegible]、[illegible]、[illegible]十[illegible]、中[illegible]丁[illegible]

[illegible]

高森（タカモリ） 今大國村の大字にて、[illegible]、[illegible]、[illegible]治[illegible]に[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]して、[illegible]に[illegible]、[illegible]を[illegible]て[illegible]村あり、今大國村へ合併すべく、[illegible]、[illegible]に[illegible]入るべし、[illegible]につあらん。

長貫郷（ナカヌキ） 和名抄、眞壁郡長貫郷。[illegible]、今谷貝村、吉里村にあたる歟、神代郷の内、伊讃、大村兩郷の北にて、昔新治郡新治郷の南なり。

郡郷考云、長貫郷は今吉[illegible]村是なるべし、近く三郷と云ふ所あり、徳[illegible]水村の内、昔別に一村なりしと云ふ、神代、長貫、新治の三郷出合ひたる地故の名を見えたり。

谷貝（ヤガヒ） 今谷貝村と云ふ、高久、塙世の西にして、桑山、知行の東なり、小部落數所に分れ、田間林中に散在す。

弘安勘文、眞壁郡谷貝十五町、細柴三町、一木二町八反と見え、細芝（ホツシバ）の名は、今谷貝村の中に屬せらる。

知行（チギャウ） 今桑山、清水（フルサト）、大島（オホシマ）、細田、鄕谷、星谷等を合せて、吉里村と云ふ、谷貝の西なり、眞壁町の西北[illegible]

桑山（クハヤマ）（大島） 大島は、結城[illegible]に、小[illegible]、大島、海老島の壤と云ひ、結城氏の屬[illegible]りし地ならん、永祿、元[illegible]の頃の事にす。

今知行[illegible]と合[illegible]、吉里村と改む、此地は眞壁町と下館町の[illegible]中[illegible]、各一里餘。

新治郡（ニヒハリ）

古郡名にして、[illegible]延喜、文[illegible]以降の同號と、其地全く相[illegible]る所なし。風土記に、[illegible]、[illegible]、[illegible]山、[illegible]、[illegible]毛野[illegible]、[illegible]下[illegible]之[illegible]、[illegible]多[illegible]、と云ひ、和名抄、爾比波里と注し、十二郷に分てり。其[illegible]、[illegible]、白[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]て、中[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]中、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、及び小栗保（又は小栗御厨）に分ち、東郡を笠間郡とも云へり、因りて遂に新治の郡名を失ふ。文祿檢地の時、

笠間郡を茨城郡に併せ、中郡庄を西那珂郡に建置し、伊佐郡及び小栗保を眞壁郡に併せ、關郡、下妻庄を西河内郡と建置す。大寶中に至り、西那珂郡を茨城に併せ、西河内郡を眞壁に併せければ、新治の古部は、今ノ眞壁、茨城二郡に割取せらる。新治は古國名なり、

（新治國）

國造本紀云、新治國造、志賀高穴穗朝御世、美都呂岐命兒、比奈羅布命、定賜國造、

風土記云、古老曰、昔美麻貴天皇(崇神)馭宇之世、爲平討東夷荒賊、原注、俗曰阿良夫流爾斯母乃、遣新治國造祖、名曰比奈良珠命、此人罷到、即穿新井、(原注、今存新治里、隨時致祭、按、風土記、卷首又此事を載て、倭武の時とす、日本紀、皮傳の時とす、名字小異)其水淨流、仍以治井、因著郡號、自爾至今、其名不改(原注、風土記曰、自遺新治之國、是郡名の義、國造の由なり、續紀、神護景雲元年、新治郡大領、外從六位上新治直子公、獻錢二千貫、商布一千反、授外從五位下、延暦九年、授本郡大領、正六位上新治直大直、外從五位下、官省不忘、頻著功勞、故有此授、とある二人も比奈良珠の後にて、姓を賜りしが、改制の後、猶郡領ともなりしにつあらむ、風土記の國斯母乃、爾は蓋衣の誤、又一本要に作る、えしものは後のえせもの也、比奈良珠命は崇神朝の人なれば、其子を美都呂岐命と云ひて、其子比奈羅布命ときこゆるも、名の同じきによりて、祖孫同人とするは非なるべし、比奈良珠はひならたまならん。〔風土記標注、郡郷考〕この美都呂珠命は、天穗日命の後なり、本紀、阿波國造の處に「志賀高穴穗朝御世、天穗日命八世孫、彌都侶岐孫、大伴直大瀧、定賜國造」とあり。〔新志〕

新治郷（ニヒハリ）

和名抄、新治郡新治郷。〇今眞壁郡新治村、小栗村等なり、眞壁郡長貫郷の北にして、西は博多郷、東は坂門郷に至り、北は下野國芳賀郡界に至る。此地は、中古の新治中郡の属なるべけれど、中郡庄にはならず、別に小栗保の名を建てたり。

郡郷考云、新治郷、今眞壁郡古郡村等にて、古郡家の地なり、其存在し、多く敗瓦を出せり、傍に古花紋、墳瓦を出せりといふ、又多く鐵を出せるは、古鐵銅鐸、弘仁八年十月、新治郡災、燒不動倉十三字、穀九千九百九十石、とあるものなり、此地郡家にて、郡の事をも兼しなり、本國に其例多し、出雲風土記、新治郡倉庫、即郡家と云ふに同じ、今村中に、諸處に残れる礎石とて、土人尊崇せる清水、平地の草野中より湧出する者あり、是即風土記の新治井なる事疑なし、古井の名も、の知る者なきは、歎ずべき事ならずや。

（新治井）

門井（カドヰ）

今古郡、久地樂（クチラ）、三郷、重箔、横塚、出海老、峯と相合せ、新治村と改む。眞壁町の西北二里半、結城、下館より岩瀬、笠間への往来にあたる、下館、一里半、岩瀬、一里。

古郡（フルコホリ）

今新治村の大字にて、門井の東十町許、古の新治郡家の遺跡とす。其民家は岡に倚り、西に水田を臨めり、東には蓑澤應し。

横塚（ヨコツカ）

今新治村の大字なり、門井の西南一里、子飼川の東邊に在りて、其北を出海老澤とす。

井出海老澤（ヰデエビ）

今新治村の大字にて、小栗村の西南にあたり、子飼川の邊とす。此地と小栗の間なる自田に、數多の堆土ありて、古墳に似たり。(海老澤を或は蛇澤、蝦澤につくれり)

（蛇澤）

小栗（ヲグリ）

今小栗村と云ひ、門井の北一里餘、下野芳賀郡谷田貝、高田の地に接す。其東北の嶺簪は、佛頂雨卷の餘脉にして、古風土記に波太岡と云ふにあたる。小栗は中世、保名、又厨號にも呼ばれ、遠近の村里を附屬して、六十六郷などいへり、西南伊佐部の中まで波及したる如し、又在住の名家ありて、小栗氏と稱へたり。

吾妻鏡云、治承四年十一月、武衛自常陸國府、赴黄倉、以東路、入御小栗十郎重成、小栗御厨八田舘、云々、翌日、以五日、…清重、今夜御止宿の宅。(今按、八田館は、小栗村の西、子飼川を隔てたる地に屬す、下野國の下に係けたる、結城郡の中に、八田を編入せ…すべし)

（小栗御厨神社）

郡郷考云、弘安…眞壁郡小栗保三百二十一丁、嘉元田文同じ、これ…常陸國小栗御厨、内宮御領、上分絹十疋、日入…十疋、三百二十餘丁」とあるに合せり、…重家、始て此地の地頭にて、其子重義、孫重成なり、重成十一世、彦次郎助重、康正中に至て亡びたり、…書(應永卅一年)上杉定賴寄進狀に、常陸國北小栗御厨…もあり。〇小栗には、御厨神明社ありて、近世まで朱印田三十石を有したりき。而も俗に誤りて、鹿島明神を祭ると爲せど、其山を神明山と呼べこと、伊勢神明たること徴すべし。

常陸國に到り、小栗といへる里に、熊野の御社おはしましけり、法施の爲めにとて參る、

たちそひて守る心のみちならばやいづくに來ても三熊野の神、〔回國雜記〕

新志云、白河結城文書、寶德四年、源義氏より、結城朝脩へ贈る狀に「常陸國小栗六十六郷事、任先例可有知行候」云々とあり、この六十六郷は、即保內の村里なり、朝脩はこの保の地頭になされしなり、義氏は足利氏の族と見ゆれど、常陸に無し、是れより先き、永享、嘉吉の亂より、關東の公方持氏、及び其子姪悉く害に逢て、關東主なし、寶德の始に至て、持氏の季子成氏、位に復すといへども、革命の時にて、政治古に復すると能はず、關左の諸侯猶服せざりし時なれば、諸侯の内に於て、この成氏を小しくも君の如く仰ぎし者のありしなるべし、故にかゝる如く命令を下せしたるたりと見ゆ、尙其詳を得て訂せんとす。

小栗城址　今小栗村の西南なる田間に、一廢墟あり、堂壊を見る。[illegible]志[illegible]、小栗城跡は一丘を成し、大約四千坪、蠶養川を帶ぶ、頗要害の地なり、土壘あり、東北三重、南方五重、本城址は方五六十間許、雜木繁生す、大掾[illegible]始て小栗の地を領み、因て氏とす、滿重に至て上杉禪秀に與し、戰敗れ其地を失ふ、子助重、嘉吉の役に功あり、舊地を復す、康正元年、上杉持朝、太田持資等[illegible]き、足利成氏と[illegible]戰に戰ひ、敗れて本城に據る、成氏自將として來攻む、城陷る、〔小栗系圖、同文書、鎌倉大草紙〕宇都宮明綱、家臣某をして守らしむ、天文二十一年、結城政勝攻て之を取り、〔宇都宮系圖、白川文書〕多賀谷安藝守(即宗重の弟、隱岐守の子六以)を置き之を守らしむ、多賀谷宗[illegible]永祿三年、復宇都宮廣綱に歸す、小宅衛門(三左衛門)をして守らしむ、子高春に至り、宇都宮氏國除かれ、城廢す、時に慶長二年丁酉なり、〔小宅系圖〕今も廢墟を御城と呼ぶ、

小栗十郎重成、元曆元年、源範頼に從て[illegible]兵を[illegible]、文治五年、源頼朝に從て陸奧を[illegible]、[illegible]皇の弟に繼ぐ、遂ふ、時に一櫃あり大に[illegible]に命し往て[illegible]しむ、[illegible]て、功徳院の[illegible]とせんことを請ふ、[illegible]き一子重實、子重時、子重信、[illegible]治元年、[illegible]く[illegible]、重信[illegible]之[illegible]子賴重、左衛門尉[illegible]役たり、子重宗、正應三年火使たり、〔火使役記〕子重政、彥次郎、左衛門尉、遠江權守、八男あり、重貞嗣ぎ掃部助と稱し、〔系圖〕下野中村[illegible]北條時行に屬す、[illegible]て、足利尊氏に降る、[illegible]す、子行重、重貞、[illegible]

子[illegible]、小太郎、子滿重、孫太郎と稱す、〔長沼文書、鶴田[illegible]〕[illegible]十年、上杉[illegible]、[illegible]、足利持氏に降る、多く其地を領らる、[illegible]み[illegible]、廿五年、鎌倉に[illegible]、一色[illegible]と其[illegible]に[illegible]、其[illegible]、上杉[illegible]、〔鎌倉大草紙、[illegible]〕[illegible]、持氏更に遣[illegible]、其死を宥す、[illegible]書、[illegible]〔宇都宮[illegible]〕廿八年、滿重、[illegible]と其餘黨を招集し、[illegible]宇都宮[illegible]大に[illegible]、廿年六月、上杉[illegible]、小田[illegible]、十月、[illegible]ふ、七月、結城に入り、兵を分て小栗、眞壁二城を攻む、[illegible]

[illegible]〔[illegible]〕助重、[illegible]

[illegible]　永享十二年三月十日　[illegible]

[illegible]

[illegible]を[illegible]、借[illegible]の賊計を告るにより、助重獨り免れて三河に往き、〔小栗文書、鎌倉大草紙〕後權現堂に至り、悉く其賊を捕斬す、〔鎌倉大草紙〕

助重、後三河を去て陸奧に往き、[illegible]に依る、この時、將軍足利義教、持氏と[illegible]からず、助重因て書を上杉長[illegible]に致し、功を[illegible]舊地を復せんと欲す、長能之を室町幕府に薦む、永享十年、管領細川持之、書を與へて殊功を建ることを勗ましむ、其年より持氏を[illegible]むを以て、之を[illegible]なり、是に於て助重竊に小栗に歸り、故舊を[illegible]、兵を[illegible]す、持氏の[illegible]に[illegible]するに會て、功を効すること能はず、十二年、持氏の二孤、春王、安王丸を中[illegible]に[illegible]て、[illegible]氏[illegible]結城城に入る、義教諸國の大兵を[illegible]し城を攻む、助重[illegible]下野守に[illegible]て功を建んと[illegible]ふ、嘉吉元年、下野守[illegible]を[illegible]へて、其請を許す、助重[illegible]を[illegible]いて[illegible]、〔小栗文書〕佐竹義憲等[illegible]氏[illegible]に[illegible]し、[illegible]小栗を[illegible]、[illegible]之を[illegible]、[illegible]山[illegible]を[illegible]る、〔[illegible]〕下[illegible]功を京[illegible]に告く、[illegible]して[illegible]舊邑を[illegible]、[illegible]貞重の[illegible]、宇都宮[illegible]七十[illegible]之を[illegible]ふ、〔小栗文書〕康正元年、上杉持朝、足利成氏小手指原に戰て敗走し、小栗城に保つ、成氏攻て之を陷る、持資下[illegible]、[illegible]終に其地を失ふ[illegible]、〔鎌倉大草紙〕で子孫に其終りを詳にせず。

[illegible]、[illegible]忠節由、[illegible]下也、依[illegible]、

永享十年八月廿八日　　右京大夫(持之)

小栗殿(小栗文書)

[illegible]、永享十三年二月十六日、小栗[illegible]之國[illegible]山[illegible]、[illegible]實戶[illegible]同道仕、榮算打死仕。

時日五諸勢、小栗へ取懸陣、即時外城攻落之由、今日早旦注進到來候、先以目出候、落城幾程不可有之由、目出度申候、恐々謹言、

享德四、卯月六日　成氏(在判)

岩松右京大夫殿〔正木文書〕

野史に「助重、後落髮、號宗丹、好嗜詩、得近侍幕府(實記に助正、初字太六、稱常陸介、賜丹州峰山、〔實記〕今按に本書、非無所疑、未有訂定、姑俟後考」云々、小栗實記は據典と爲すべからず。

蓬田(ヨモギダ)

今小栗村の大字とす、鎌倉大草紙、結城陣交名の中に、蓬田とて、結城方の人あり、必定小栗、蓬田の武士とす

——◆◇◆——

西那珂郡(ニシナカ)

近世の初めに、新治中郡を、西那珂郡と改號したり、即文祿檢地の際に起る。元祿十五年に至り、西那珂の郡名を停め、其地は茨城郡へ合せらる。今の西茨城郡の西部にして、櫻川の水源たる東那珂、西那珂、北那珂の三村是なり。本篇は、地形の自然に相し、之を眞壁郡の下に移す。

新治中郡は、中古の俗に、音讀してチユウグンと云ひ中宮とさへ作れり。文祿の改號に、西那珂と命じたるは、頗本義に違へり。近時の那珂三村の新號に至り、最義理に違し、謂ゆる愈下りて、愈甚しき者耶。(西那珂の名は、文祿以前にも、早く見えたり、坂戸鄉の下〔其證を引く〕)

中郡(チユウグン)

(中宮)

新治中郡の謂にして、或は中郡庄と云ひ、時俗音讀して中宮(チユウグウ)に同じ。櫻川(筑波川)の水源、加茂部、小塙より長方、中泉までの山谷なる、諸部落を總べ、四十餘村に分ちしが、近時は東那珂、西那珂、北那珂の三村に分綂す。小山、結城より笠間、水戸に達する驛路にあたり、鐵道停車場は、岩瀨に在り。

部鄉考云、加茂社文書(建仁)中郡鴨部鄉、長福寺鐘銘(正應三年)「常陸州中郡長福寺」(宗形氏時、藤原氏女の寄附なり)白河文書(興國)中郡城、筑波潤朝申狀(寶德)中郡木所城など、枚擧に遑なし、保元物語、源義朝の屬兵、本國の人中宮三郎あり、此地の人なるべし、東鑑にも中郡氏あり、其姓族名稱傳はらず、上の鐘銘宗形氏時、其一昔なるに似たり、興國中、春日顯時、中郡城を拔て、手兵を置くとあれば、中郡氏は此時に亡びしにや、東鑑、文治四年京都よりの狀に「蓮花王院領、常陸國中郡庄、年貢註文遣之」とあるは、何人領家なりしか、弘安作田勘文、中郡庄三百八十二丁六段、嘉元田文、中郡庄二百八十三丁一段小、田數に多寡あるは、其故を詳にせず。○鴨部神社の文書に「中郡庄者、任鳥羽院後白河院御起請之旨」云々とありて、得長壽院、蓮花王院造立の時に、院御領に收められしならん。

波太岡

中郡の北嶺にして、東佛頂山に起り、西に走る五里、小栗村に至りて、今は大小山と稱ふ、山背は舊下野芳賀郡とす。

部鄉考云、風土記「新治郡四至、北下野常陸之堺、即波太岡」と載す、今波太岡は其名を失ふも、笠間の北より、西小栗まで、山巒連續して、二國を堺する者、總ては之を大小(オホアナ)山と稱し、又各所に別に名あり、即波太岡也。○今按、新治郡大幡鄉と云ふは、やがて波太岡の岡本の里落なるべく、今の佛頂山の古名を、波太岡の峰とも呼べること、推斷に足る。佛頂山は佛山とも呼ばれ、波太岡なまりて、ハタケと爲り、ホトケに移れるに似たり、芳賀郡へも重出す。

(大小山)

坂門鄉(サカト)

和名抄、新治郡坂門鄉、○今西茨城郡西那珂村、蓋是なり、新治鄉の東にして、大苑鄉(眞壁郡)の北とす。

部鄉考云、今茨城郡飯岡村、坂戸山、是鄉名の遺にて、其近地木鄉村、即坂門本鄉なり、佐竹[illegible]法[illegible]院)が天文中書寫せる、日光三[illegible]の末に「常州西那珂郡、坂戸鄉飯[illegible]」[illegible]までも鄉名を傳へしなり、(按、治[illegible]氏の裴にて、天文十七年沒、其[illegible]書(應永卅年、足利持氏感狀)に、[illegible]字を用るも久し、此邊中世中郡と[illegible]せしも、草紙宋書にて見れば、治[illegible]

岩瀨(イハセ)

今大泉、中泉、富岡、大田[illegible]と改む、中郡の西偏なれば也、[illegible]して、下館へ八哩、笠間へ八哩、眞壁町の北三里半、西引[illegible]山と大小山を左右に仰視す。

中泉(ナカイヅミ)

今西那珂村の大字なり、岩瀨の西にて、此邊に相近く下泉、大泉といふもあり。

飯岡(イヒヲカ)

今西那珂村の大字にて、富岡と共に、岩瀨驛の西北に隣る、坂戸城址あり、坂戸山と稱す、小宅氏之に居れり。

(坂戸)

下野國宇都宮の麾下なる、芳賀禪可の子、駿河守高賴、始て小宅(芳賀郡)に居り、因て氏とす、子高清、子高國、豐前守、始て坂戸城に徙る、子景時小栗城に遷居る、因て小栗藏人と稱す、康正元年、小栗氏亡び、宇都宮明綱悉く其地を合せ、景時を置て之を守らしむ、子尙時、越後守〔小宅家譜〕天文十八年、宇都宮尙綱早乙女坂に戰死す、結城政勝隙に乘し小栗城を攻陷し〔白河文書〕兵を置き之を守る、永祿三年、佐竹義昭大兵を發し、結城を攻む、結城晴朝盡く屬城を棄つ〔古戰錄〕小栗空虛なりしかば、尙時復還て之に據る〔家譜、常陽四戰記〕是より先き、坂戸城は小田氏治の爲に陷る、氏治信太賴範(鴨之助)をして之を守らしむ、七年、上杉輝虎小田城を攻陷し、賴範之に死す、尙時坂戸を攻て之を復す、〔家譜、四戰記、古戰錄〕子高宗、越後守〔家譜〕慶長二年、木

宗と共に籍沒せらる。

犬田（イヌダ） 今西那珂村の大字にて、岩瀬驛の南なり。（一書に、此邊を和名抄、眞壁郡伴部鄕の地と云へど、本篇は其說を採らず）雨引山の西北麓とす。

富谷（トミヤ） 今中里、門毛、鍬岡、池龜等と相合せ、北那珂村と改む。岩瀬驛の東北なる山間の部落にて、すべて佛頂山（波太岡）の麓に散在す、富谷には、戰國時代に城寨あり。

結城家譜云、永祿三年正月、諸口普請、結城中大伽藍、或破却、或自燒、城中堅固可持用意也、富谷、又小栗、大栗、大島、海老島、所々在城打開、其城相聚、僅一萬餘着到付、諸役所相賦、備堅固而相待。

小山寺（ヒウサン） 富谷に在り。名勝地誌云、富谷觀音堂は、岩瀬停車場を距る凡十六町、施無畏山法樹院小山教寺と號し、本堂、百觀音堂、三重塔、仁王門、鐘樓、庫裡、鶯堂等散在す、殊に三重塔は、天平開創以來の古建築物に係り、世の最も珍とする所なり。

常州中郡庄長福禪寺鐘事、爲一切衆生、脫沉輪昏迷、一聞此鐘聲、即頓成佛道、大勸進比丘覺賢、宗當氏時、大檀那藤原氏女、鑄鐘大工、行正、正應二年己丑、五月十五日。

此鐘今小山寺に在り。

中里（ナカサト）（門毛） 今北那珂村の大字にて、富谷の東なる部落なり。天正の頃には、下野宇都宮の一黨益子（マシコ）氏、此に占據したることあり、中里の北を門毛（カドケ）といふ。

古戰錄云、笠間の城主、長門守幹綱入道心休、子息孫三郎朝經は、元是坂東八平氏の同根、笠間押領使常言の末にて、古代よりの名の下慮からず、三千餘貫を領知し、宇都宮の家臣たり、然るに笠間領の門毛村は、中里の益子筑後守重綱入道睡虎が領分、田野、山木と相隣て、常に境目の柴山、秣場を論じける。

飯田（イヒダ） 今北那珂村の大字にて、岩瀬驛の東北一里許、相接して平澤（ヒラサハ）、鍬岡等の大字あり。

古戰錄云、益子方より、富谷の城兵を出して、飯田村の田頭に番取を居ゑ、茶臼山に遠候を設しむ、天正十一年五月、笠間勢は、橋本近邊の人數を集めて、大屋の沼を隔て、芝野へ出張して働を懸んとす、益子方是を見て、富谷に於て大に戰ふ、寄手利を失て、山手にかゝり逃退く處を、益子勢追討して、谷中玄蕃允をも和尙塚に於て討捕たり、笠間入道心休が甥、根小屋殿と呼れて、羽黑と云處に居住しける、十六歲の小冠者、往立に成て、平澤へ敗り退き行く。

（平澤）

池龜（イケガメ）（池上） 今北那珂村の大字にて、佛頂山の南を東北に望み、岩瀬驛の東一里半、或は池上（イケガミ）に作る、笠間町の西二里。

古戰錄云、天正十二甲申五月、笠間方より、一周忌の吊合戰すべしと評議し、池龜、池上、諏訪の峯三ヶ所に、鼎の如く伏兵を設け、益子の敵を誘引し、三方より立挾み、散々に突撃つ、其内池上の勢を以て、敵の押出たる跡へ回り、富谷の要害を乘捕るべしと、相圖の鐵炮を放しけるが、山頭の霧深して、池龜、池上、諏訪の峯へ聞えざりし程に、伏兵等息合せず、敵は頓に逐詰めて、鯉川の邊に至り、互ひに橋に押合ふ。

[illegible]志云、中郡池龜村なる、五大力明王堂の後の山、十町はかり、古家の上に石蹟あり、平なる石にて、高さ五六尺、廣さ三四尺ばかりあり、文字落剝よむべからず、土人傳稱して將門の墓とす、五大力なれば即將門調伏の像と云ふなり。

大幡鄕（オホハタ） 和名抄、眞壁郡大幡鄕、今西茨城郡北那珂村、東那珂村なるべし、即坂門鄕の東にして、並に山脈を以て、新治郡、眞壁郡と相分つ。大幡とは、岩瀬町の下なる村里に名づけられしならん、今も高幡の地名存す。又岩瀬驛の邊に、小幡の名あり、故に中山氏は、小幡は大幡の誤なるべしとて、高幡なる倒寫を併せられたり。されど、小幡、大幡は、此には對稱にて、小幡は坂門鄕なれは、其東を特に大幡鄕と定められしと判知すべし。

小塙（コハナハ） 近時、東茨城郡の小塙に對して、西小塙ともいふ。岩瀬驛の東一里、加茂部と相連接して、東は分水嶺（中山峠）を以て笠間、山内と相限る。南に雨引山、加波山を望み、北に佛頂山、雨巻山あり、盆谷の狀を成す。今隣近の部落を合せ、東那珂村と改む。

月山寺（グワッサンジ） 今小塙に在り、開創不詳、磯部村より移す。慶長年中の住持悪賢、德川幕府の値遇をうけ中興し、名聲は宗光寺（長沼）千妙寺（黑子）に亞ぐ。

誌云、月山寺は天台宗、朱印地六十石、本尊藥師如來は、もと橋本城内に在て、谷中氏の本尊なり、慶長の始め、橋本城破却の時、月山寺に寄する所と云ふ、磯部明神由緒書曰「富山之内、十一面觀音堂、別當月山寺、是も社領之内拾石配分、唯今は寺を小塙地に移候」云々、桑山氏舊記曰、熊野本宮祠官和田氏、上世以來居熊野、南紀予每年、以其家爲行宮、家藏一古笈、應若干、文若干、佛具若干、閑非今之製、傳以爲當慶之所負、予嘗遊常州月山教寺、得一笈、亦古物也、寺僧言源延尉之笈、製造頗甚、與之無少異也」云々、末寺四十ヶ寺、門徒二十七ヶ寺あり（慶長年錄云、十九年正月六日、諸宗の出家、大御所へ御禮申上候、當時分より、天台之論議御聽聞、其後淨土之法問御聽聞、其後笠間月山寺へ、三百石寺領被下。按に、この後寺領還付と見えたり、悪賢は天海の法弟にして、月山を開基し、天海に從て、東叡の役、關東にいたりしこと、碑文にも見えたり、又寺領の事、何にして、何時のものなるやもしれず、尤も古雅なり。（[illegible]小笈）

加茂部（カモベ） 今東那珂村の大字にて、小塙と相連接す、笠間へ二里半、鴨神社あり。古書に多く鴨部に作り、鴨神の

當國の舊社の、衰作したること明白なり。

鴨御子神社（かもみこ） 郡鄕考云、鴨大神御子神主玉神社は、今加茂部村にあり、文德實錄に「仁壽元年、詔、鴨大神御子神主玉神、列於官社」青山延于云、八月考に、相傳、此社は賀茂大明神、稱御子神主、國内大田田根子命、舊安田村」と。故地に太田村あれば、此社の由緒にや、太田は鹿島營領志、明德二年足利基氏の文書に見ゆ、今大田に改む。此社記、棟札等に據れば、寬正九年丁巳、初て除書祭を修せしより、しばしば勅使あり、源頼義、北條時頼が寄せしといふ品々、足利持氏丸、結城管領の寄附狀などあり、明德三年、宇佐山頼久に進寄せる加茂介之貫、嘉吉元年、結城落城の首級、加茂部加賀守は此祠官ならんか、元來加茂神は、朝廷特異の崇敬にて、和名鈔にも賀茂、鴨部と稱する處、諸國に廿餘あり、百練抄に「寬治四年七月、賀茂上下社、始付不輸田六百餘町、爲御供田、又分置御厨於諸國」とあり、又「元曆元年、賀茂御領、諸國四十一箇所」とも見え、此地も其御厨なりしにや。

古志伯云、大田々根子は大物主神の神主にこそあれ、鴨神の神主にあらざる也、鴨神は神名式に、大和國葛上郡鴨都波八重事代主命神社あり、又山城國愛宕郡賀茂別雷神社、賀茂御祖神社あり、然れども決めがたし、鴨神は三代實錄に、正しく主玉神とあれば、主玉神に坐すこと疑ふべきなり。

鴨神宮寺普門院は、元伴僧なりしが、後世離れて宮寺を構へ、現の本尊を祀す。院に藥師、不動、毘沙門の古像ありて、寬正年中の中興といへり。古志補云、佐竹貞義、鴨部を崇敬し、大般若經を書寫して寄附あり、毎卷に其名を記さる、佐竹義篤、神殿を造營し、擬寶珠に右本寄目丸の銘を記したる、其造營奉行は、宍戶四郎義利、及び野田三郎なり、棟札今に社中にあり。

（鴨部）

下、中郡庄、鴨部宮内、方々公事等、可令早免除當庄高田公事等、右庄者、任鳥羽院、白河、後白河御時之旨、被停止云營會、役夫工米以下、高田公事等、於宮内者、依御教書、專令檢斷、守護使入部、可停止之由、宮人等地頭、並役事也、於自今以後者、一向令免除之狀也、御使、仍、不可有他妨之狀、如件、建仁四年三月七日（花押）

下、常陸國中郡庄、賀茂神主職事、補任源守貞、右以人、爲彼職、可令執行神事者、如件、住人等宜承知、不可違失、故下、貞永元年十一月二十一日

礒部（いそべ） 今眞壁町の大字にて、小高の北なり、櫻川は筑波山に發し、西南流して此地を過ぐ。名所櫻川に、礒部寺といふたふは、此なる神宮寺を指す。

常陸國中郡庄内、礒部郷半分、預所宮車嫡女、大中臣氏中、嘉吉押領當職由事、〔譲狀別具書〕遣之、子細何狀官代、早可令沙汰申之狀、依仰執達、如件、
　康長元年十二月廿三日　相模守花押（北條高時）

秋田城介殿（施行文書）

新志云、礒部明神は、神宮寺之を奉す、本地佛を藥師とす、其堂は社の左邊に在り。筑波山名蹟志云、櫻川は礒部明神の社地より濫觴す、社木は勿論、二村の林園、皆其なり、享保年中、江都飛鳥山にも、此古地の櫻を移し植給へり、礒邊より三里の間は、至つて細流なれど、男女川の水落入て、舟筏も通ふ廣き流となる。天保十四年、笠間の文士加藤淵の撰文にて、礒邊祠畔に一碑を建つ、文中に「櫻川、在筑波山北六里、發源於鍬柄山、西流數里、至礒邊村、兩岸櫻樹、數百千株、因名焉、昔紀貫之賦和歌、揭其名于土佐、于今蓋九百有餘年矣、中略、有祠、蓋延喜式所載稻村神社」云々。貫之いはゆる櫻川の什の、此邊き常陸に寄題したるは、流遠の因るべき者のけれは、之を措き、式内稻村に至りては、已に眞壁郡と云ひ、此地にあらず、其據著し。

（櫻川）

友部（ともべ） 今眞壁町の大字にて、小高の南なり、谷作古、一書に友部とも、眞名抄、舊は友部村に屬し、名もそれにて、友部村の大字、名早地の六

橋本（はしもと） 近年土城と改め、谷中を合せて、友部の西隣とす。

岩城、鎌倉の孫太郎入道を、谷貝（眞壁）城に於て、八月十九日、自當の橋本に陣立、云々、同廿日、村田城、同廿三日小栗城、同七月十七日、押寄守護宮城、於當院、理堀濠々及ぶ戰、道今月八日、合戰抽軍忠上者、給御判、爲後日安堵、恐々日安堵件、
　延元元年十月廿日（白川故事）

古戰錄云、笠間領と谷子方、境目爭論、元は笠間方の主氏百合舍等に及で、谷子方より首を一人引拔きたるに、事起り、天正の比、笠間方には、穴不に谷中玄蕃允、同孫八郎、谷子方には、宮谷に城を構へ太田守橋本に、右方の地目を守り、笠間衆は一里許りに在城し、故に虎陣を仰て時々挑合へり、天正某来、橋本、谷中の人々を寄せて、大屋の館を圍て、芝野に出張し、侵を見ることを、谷子方是を見て、深追を離し、谷子、又笠間を失て山手へ、かくし逃退へ還る、谷子方追討して、谷中玄蕃允を稻荷場に於て、打捕たり、かくる中中、谷中孫八郎、宮谷の城下まで追討し、、首級の首級を獻し、會稽の恥を雪めたり、笠間孫三郎も、羽黑の邊に堂を建てし、小軍終に引入けり、此後、孫八郎はその舊名を雪で玄蕃允と改稱し、橋本の木も、移り、元の如く城土となりにけり。

（中谷）

常陸緣史云、延元元年四月、南朝臣、相馬親胤等、奉兵向常陸、攻擊中郡、北條、村田、小栗諸城、平法、中郡今其城屬居内、古名治部郷、後會日西郡町邸、其城未詳、同三年三月、源親時、攻拔中郡城、罷手守

之、興國四年冬、中郡城陷。中郡城といへるは、橋木城と同異如何、又木所城あり、

(植木)木所城址(キトコロ) 今詳ならず、或志に、木植にあてゝ、木植はもとキシュクとよめるならんといはれしも、従ひ難し。永享十二年、足利持氏の遺孤、春王安王の兵を擧げし所とす。

築波太夫潤朝申狀云、永享十二年三月四日、於常州中郡庄木所城、若君様被起義兵、其時者、叔父佐野別當朝範、以[illegible]等談合、先一人馳參令供奉、已亡致忠者、同十三日、朝父美濃守定朝、同伊勢守持貞、其外親類等、引率而木所へ馳參、同日小栗へ御出、令供奉、同十八日、同國伊佐へ御出、同廿一日、結城中務大輔氏朝、不默止忠厚思、存事篇之順儀、奉入我館、至自身輩令供仕、致奉公云々。

黒子千妙寺亮尊の拾葉抄には、城所につくる。

新治郡

新治郡(ニヒバリ)

信太郡の北、筑波郡の東にして、北界は東西茨城郡に至る。其東南は霞浦の湖水に注ぎ(?)れ、西北には筑波の峰崎てり。今面積四十方里、人口十萬、五町三十村、土浦に治す。

本篇は、地理の便宜に因り、東茨城郡の竹原、橋、小川の三町村、並びに行方郡の立花村を、本郡の下に係けたり。

今の新治郡は、古の新治に非ずして、文禄以降の改定に因る。其境域は、大略、古の茨城郡の地に屬す。唯其僅川南方の地は、古の河内、信太、及び筑波三郡の錯地なるが、屢次の變遷を經て、現形を見ることゝなれり。蓋本郡の大部は、中古には南郡、又南野庄と云ひ、茨城國府の南方を管轄したり。然るに文禄検地の時、郡號を復するにあたり、南郡の中央に新治(荒張)(ニヒバリ)の地名あるに因り、漫に新治(ニヒバリ)の古郡號を以て、此境域に充當す。以て古今紛更の非難を招き、同名異地の嫌疑を冒すことゝなれり、歎惜すべし。後の新治は、古の新治と、一郷一村の相渉る者なく、全く異地殊域に屬す。

(南野)茨城南郡(イバラキミナミ) 中世國府東南を南郡と云ひ、又南野(ミナミノ)牧、南野庄とも呼びたり。今の古郡、竹原、(東茨城)石岡(國府)土浦の間の曠域にわたる。(其の西なる柿岡盆地は、北郡の屬なり)吾妻鏡、養和元年の條に、南郡の名見え、弘安田文(常陸太田文)には南野牧千百九十一町九反大、南郡今三百三十四町六反二百四十歩と擧ぐ、是れ前者は私田の總數、後者は公田の總數なり。嘉元田文に、南野牧は南庄六百九十丁と云へり、牧庄は[illegible]にて、其實一なり、[illegible]に、「國分、常陸國南野牧」ともあるも、之に同じ。弘安田文に、又茨城郡の下に、在廳名百五十四町四反三百歩とあるは、國府在廳の給分なりしならん歟。其田は南郡の屬とす、東寺文書、南郡を國府郡と云ふ。常陸國郡郷考云、弘安田文、嘉元田文に據れば、南郡とは、南野牧(田文、南庄)小河、志筑、田余、[illegible]、下吉影、[illegible](今新治)大谷、十田、高濱田古(高濱)[illegible]、市河、[illegible](今玉里に入る)國分寺、部分、在[illegible]名、[illegible]、石[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible](今竹原に入る)字野代(今[illegible])[illegible]府中の南、城跡ある所なり一大久吉とありて、石岡に非ず)勅免地は橋、國分寺、以上これ南郡なり、有[illegible]名以下は、皆其職田の小名にて、今府中の市中に香丸の名存せるのみ、其餘の地詳ならず、稲米の名所多きは、豐熟を祝する意より、其名とせし人多かりしを、其職田の名とはなりしなるべし、國分寺を重出せしは、其免地と分割せしなるべし。

(國府郡)

茨城北郡(イバラキキタ) 中世の分郡に出て、國府の西北を指せる如し。東寺文書、養和元年、茨城南郡あり、建久元年、茨城北郡あり。弘安田文に據れば、茨城北郡二百七十二町四段六十歩。(郡郷考云、北郡、東寺、建久元年に此稱あり、嘉元田文の目は、河俣、大多良、(今大足)柿岡、菅間(今須釜)上曾、田子兵(今高友)瓦谷(今河原谷)吉生、大増尾(今大増)太田、小瓦(今小河原)高倉、片岡、金差(今金指)林、村上、片野、宮田(今野田)青田、横山尻(今矢名)小幡、宇治會、これ皆國府以北の地なり。○中古に北郡と云へるは、東柿岡盆地に係るに似たり、其東北なる岩間、安侯の地は、南北いづれへ屬せしやを知らず。

――◆◇◆――

栗原(クリハラ) 今栗原村といふ、古の筑波郡栗原郷の域内にして、[illegible]東に接し、[illegible]の右邊の地なり、土浦の西北二里半。

新治國志云、北斗寺は、新治郡栗原村にあり、相傳ふ、小田天庵氏治没落の後、其子守治の女、この寺に住し、後尼と成て清涼に住すと、この女の遺物とて、月航禪師の作れる[illegible]記て、この寺に藏す、月航はもと高岡法雲寺の住持なり、後に[illegible]北龍安寺の住持となる、故に氏治の請によりて、この文を作れるなり。

大村郷(オホムラ) 和名抄、河内郡大村郷。○今新治郡栄村、及び九重村にあたる、即栗原の東南に隣接し、土浦にも大字は、栄村に存れり。

東進年貢支配事(東寺文書)

上荒萬郷以下 五貫四百五十六文

上下高井郷 六貫九百六十七文

矢作郷 壹貫四百九十八文同郷木[分貳百八十八文

下大村　九百四十七文　以上拾五貫百六十文
右信太庄浦事方仁、可有沙汰之状、如件
元徳二年十二月廿二日　　宗[illegible]

郡郷考云、大村郷は、今新治郡の大村是なり、文禄中信太郡に復し、延寶の比に新治郡に改む、風土記に「信太郡は筑波、信太二郡を割て置たり」と云へとも、其頃の茨城郡に連接せるなれは、本郷と當田との二郷の轄たはりて、茨城、信太の間を隔る故なり、其郷早く信太庄に併せらる、小田[illegible]、寛文九年僉議に、信太庄大國藤[illegible]寺とあり、此[illegible]後古内諸寺の物となる、又常陸誌記に載る、大般若經奥書に「大永七年丁亥、七月毎日、信太庄大村郷、酒井新右衛門尉藤原次宗」と見えたり、東寺文書に據れも、元徳の頃、大村より矢作あたりは、信太庄なりしこと知らる。

境(サカヒ)　（榮）

文禄に作り、上下の二村に分らしが、今大村、中根、金田(コンタ)、吉來、上高岸等と相合せ、榮村と改む。即古の河内郡の北限、大日郷の筑波郡栗原郷と、接際せる地にあたる、或は此境村の香見明神を以て、當田神と論断し、和名抄、河内郡當田郷に擬する説あれども、今從はず。

金田(コンタ)　（日輪寺）

今榮村の大字とす、境の東にして、土浦街を西に去る一里半、日輪寺あり。日輪寺は、今岩田法泉寺の末門なりと、元は地方の大伽藍にて、法泉寺も、大聖寺、永國)も、皆日輪寺の住侍の開ける所とぞ。

奉寄進　諏方大明神　常陸國田中庄、[illegible]清水郷内、
　田地壹町事、
右為天下泰平、宗門繁昌、所奉寄之状、如件、
嘉慶二年五月廿四日　　沙彌(判)

「奉寄進　諏方大明神　常陸國田中庄、[illegible]清水郷内、
　田地壹段事、
右為公私之御祈禱、可被致精誠、仍所寄行如件、
嘉慶二年六月　日　　下野守貞清(判)

顯正[illegible]人[illegible](判)
（今按、田中村に諏方田の字あれば、[illegible]此地の事とす）
「信太小田讃岐房丸田中庄押領、致同心、[illegible]小田發三ヶ年數ヶ度致合戦之處、致同心、家人數多被疵、手負討死、被致離身之段、[illegible]無其隠候、然間、彼庄之内、田中郷薬師堂別當職、御寄之間、可令補任候也、恐々謹言、
寛正四年十月五日　　[illegible](判)
　　薬師寺[illegible]

「日輪寺、桑山別當職之事、於已後不可有[illegible]、後日[illegible]状如件、
明應九年庚申十月廿九日　　成治(判)

「桑山之宮再興附者、潤中[illegible]之事、何も不可有別成儀、於自分も得其意候間、仍如件、
永禄十年丁卯九月廿六日　　氏治(判)
　　日輪寺

古來(フルク)

今榮村の大字とす、[illegible]寺、至徳二年文書に、信太庄古來村と載せたれば、此河内郡大村郷の地の、昔郡[illegible]を失へしも、[illegible]事なり、矢作を合考すへし。

上室(カミムロ)　（大角豆）

今花室、[illegible]間、倉掛、大角豆、夏木、柴崎等と相合し、九重村と改む。境、古來の南にして、土浦の西一里半。

室とは、古書にもしくは村に通する所あり、上室、花室に考ふべし、大角豆の邊は、古へ高室郷内ともいひ、信太郡へ隣接の地なれば、相及ぼせることありし歟、猶考ふべし。「東國戦記に、小田天庵の旗下に、上室の城主、古郷越前、云々。

花室(ハナムロ)

今上室に合せ、九重村と改む。[illegible]云、永禄十二年十一月、小田氏治兵一千餘騎を小幡に出し、佐竹の近地を略す、「太田宗[illegible]、關東古戦錄」義重、氏幹、宮中の兵と氏治を手葉[illegible]に撃て、大にこれを破る、氏治土浦に退去す、義重[illegible]小田に陣し、[illegible]をして花室を守らしむ、[illegible]

中家郷(ナカヤ)

和名抄、信太郡中家郷、[illegible]「今詳ならす」と云、[illegible]、近時中家の村名さへ亡くなり、[illegible]中家村、實村にあり、大村郷の東にして、北は[illegible]川を以て、昔の茨城、信太の界に接し、[illegible]信太郡に[illegible]
郡郷考云、中家郷今詳ならず、もしや中村其遺稱にはあらざるか、又吉田村に中義、中内、小松村に中郷、上高津村に中坪など云ふ所あれば、其辺なるべし[illegible]る、大和法隆寺古[illegible]に「常陸國信太郡中家郷、戸主大伴部[illegible]、調布[illegible]、天平寶八年十月」と見えたるは、又「[illegible]に「凡調布、[illegible]戸主姓名、年月日」とあるに合す、[illegible]に「天平八年五月、[illegible]、長二丈八尺、闊二尺九寸」といふに據て、其[illegible]るに、其[illegible]合す、

宍塚(シシツカ)　（般若寺）

今矢作、南生、佐野子、[illegible]田、[illegible]寺と相合して、中家村と改め、般若寺あり、土浦の西一里、寺に一古鐘なりたるに、銘に
大日本國常陸、信太庄、般若寺、建治元年乙亥、八月廿七日乙巳、時[illegible]、大勧進[illegible]
願以此功德　普及於一切　我等與衆生　皆共成佛道
　　大工　丹治久友　千門重延
とあり。般若寺は[illegible]と稱し、弘安六年の[illegible]起書[illegible]ど、後人の偽作なり。

寄進　明月堂
常陸國信太庄内、古來、矢作、中村等郷之事、
右任上樹安房入道道合申請、所寄附也者、守先例、可被致沙汰之状、如件、
至徳二年十月廿五日　　左兵衛督源朝臣(判)

（矢作）
若古雜志云、明治廿九年、宍塚村の[illegible]山に、[illegible]を掘

取るにあたり、石槨を發き、人骨、直身の刀、寶珠等、各一、鏃八枚等を獲、冢形を認めず、之を去る南方二十間に、一古墳現存す、高九尺周十間許、又北方六十間許に、瓢形の大墳あり、高三間周三十間、二子山と稱へらる、側に一二の圓塚あり、又御城山より東にあたり、水田を隔てゝ岡上にも、三四の古墳あり、いづれも大ならず、又高津村の中臺、大岩田村にも古墳散在す、

常陸國信太庄、土佐前司跡、京進年貢事、
三郎殿分、上茂呂、竹來、青谷方、四貫六十文
珠鶴殿分、高井郷、九貫五百三文
式部大夫殿分、矢作郷、壹貫弐百文
藏人殿分、參百文　以上拾五貫六十三文
右注文如件、元德元年十二月日「東寺文書」

中村（ナカムラ）　今永國、摩利山、石輟、烏山、大岩田、小岩田、乙戸等と相合して、中村と改む。土浦の東にして、阿見村（稻敷郡）と相接壤す。取手、牛久より土浦に至る大路は、此を過ぎ、小驛市の狀を具へ、土浦へ一里、荒川沖へ一里半と謂ふ。

（永國）中村の字永國に、眞言宗大聖寺（イイヂ）あり、末寺門徒一百餘を有す、羽黑山今口院と號せり。

乙戸沼（オツト）　中村の西半里なる藪澤にして、女西岡の大角豆、倉掛、井びに小野川村（筑波郡）稻野の間なる水を湛積す。其水は集まりて東南に下り、乙戸川と云ひ、小野川の一支源たり。

岩田（イハタ）　今東村の大字なり、中村の東方一里、霞浦（土浦入）の湖岸に方る、岩田原は文化中の古戰場なり、眞言宗、法泉寺（セン）あり、聖天山と稱し、末寺門徒二百に滿つと云ふ。

（法泉寺）○東國戰記に、小田天庵の麾下に、岩田右六、云々。

今度屋形樣、號御在城、貴寺之事、際法德尊有之上、當城堅固之爲祈念、自前代之御寺領分者如前、（中略）

八月廿一日　　菅谷攝津守入道（全久、判）

岩田　法泉寺　參

信太庄、於太岩田之郷内貳石付、常樂寺坊敷之事、右、高野山[illegible]、依被申望、任之指置、自前[illegible]、永代不可有違亂候、但於自今、不可有御油斷候、[illegible]、毎月[illegible]候、法泉寺ヘ被[illegible]候諸役等、不可有之候、[illegible]之事、田畠之事、於此上候、可被相[illegible]候、

（中略）

八月廿一日　　菅谷攝津守入道（全久、判）

遊[illegible]聖人　之一

色川氏採蒐文書の中に、法泉寺文書の外に、應安七年、若狹房宥[illegible]補任狀「信太庄大岩田郷内、西光寺別當、田地五段、坊敷一宇等」云々、[illegible]小田孝朝之に袖判に加へたり

高津（タカツ）　今中家村の大字なり、中村と共に[illegible]の岡にして、[illegible]川西岸の古[illegible]に居る、但し其下高津は[illegible]川、[illegible]の流に在り。高津の東を小松といひ、又[illegible]なるべし。地形を按ふるに、古驛路の衝要にして、駒津は國府なれば、高津と云ひ、又、津渡に因りて名くならん、此北岸に大津郷の名あれば、[illegible]ならん。

（小松）小松は、應永十一年、[illegible]文書に、信太庄小松郷と見えし地なり

曾禰郷（ソネ）　和名抄、信太郡曾禰郷。○延喜式に「常陸國驛馬、榎浦五疋、安侯二疋、曾禰五疋」と載せ、安侯は國府の北なれば、曾禰は府南にて、榎谷、曾禰の二驛ありしこと、推斷すべし。之を地形に合考し、曾禰は即信太郡の[illegible]にして、其地は恐らくは中家郷を分ちたるならん、即高津、小松の邊に驛址を求むべし。

舊說、常陸國の驛路を疑ひし者、曾禰を考へ得ず「曾禰と、延喜式に擧げられしは、信太郡なるに、風土記行方郡の曾禰と相亂りたり、風土記なるは、鹿島道にして、延喜式なるは東海道なれば、方位及び大小遠近の差あり、豈之を相混同すべけんや。宮本氏か、

「按、驛路の次序は、下總於賦驛より、榎浦の上流を渡り、榎谷驛に至る（今羽賀村なり）國界より此驛まで三里半（於賦驛より國界まで一里半なるべし）榎谷より曾禰驛に至る十四里、行方郡手賀村に地名存せり」一應牧令云「凡諸道、須置驛者、毎三十里、置一驛、若地勢阻險、及無水草處、隨便安置、不限里數」これ驛を置く定法なれば、今の五里程にて一驛を建てらるべき事なるに、かく隔遠なるは、其間必一驛を脫せしなり、と論ぜられしかど、其說頗究せり。曾是れ、榎谷を羽賀村に擬し、曾禰を手賀村に擬せる、失考に由ると謂ふべし。

櫻川（サクラ）　一名筑波川、筑波郡へ垂出す、中郡（チユウ）の佛頂山に發し、西に流れ南に下り、筑波山の麓を過ぎ、漸く東南に進み、土浦と高津、小松の間に至り、霞浦の大湖に注入す。

○常陸國志云、櫻川は土浦城下にて、流海（霞浦）に歸す、其城下の跡を、[illegible]いひ、橋の下流は、其市中に在りしを、[illegible]、南の田中を疏鑿して、流海へ達せしむ[illegible]。櫻川は、土浦、藤澤の下游には、專田十部川と呼ぶなり。櫻川とは、筑波の名所にて、謠曲にもてはやせば名高し、もとは上游にのみ櫻川に唱へしを、近世は土浦にも呼ぶことと爲りたるに似たり。

或云、高田櫻川に一見せしの自讃しげければかすみうなかすしたの浮島　この歌古書所見なし、作者のよみ入しものにや、又地理も合へりとも言ひ難し。

東針郷（イシム）　和名抄、茨城郡東針郷。（今詳ならず、舊說、或は岩間村の泉（今西茨城郡）又井戸村白郷に引きあてられしも、妥當にあらず。凡茨城郡の境域を通覽して、郷里の位置を推すに、今の霞澤の邊に、全く和名抄の郷名を缺き、他に比擬すべき郷のなければ、東針は恐

らく此地なるべし、[illegible]の東北に、今[illegible]村[illegible]の名のの
ころも、一考の値あり
[illegible]伊自[illegible]、[illegible]に合考す
し。延喜式、茨城郡夷針神社は、即此地に在りしならん
云、後世さこえず、或は井自郷に擬し、足尾権現を以て
夷針神かと云ふ者あれど、明徴を欠きたり。

藤澤(フヂサハ)　今藤澤村と云ふ、菅原の東一里、土浦の西北一里
半、[illegible]の右邊の岡野を占めたり。民家の南に古
城跡あり、方二四町許、中に神宮寺在り、眞言宗、醫牛
頭祠に奉祀す。○新志稿云、藤澤城跡、高丘にして、大
約南北二千坪、高二丈許、中城と呼ぶ、西より東に亘り、
水田に臨る、閻魔堂の跡を存す、天正元年、小田氏治、
太田三樂の為に逐られ、小田城を出て此に據る、後小田
を復し歸住す、十三年再び本城を修めて之に居る、十八
年氏治滅亡せり、本城も亦廢す。

常志云、藤房卿は、藤澤村に在り、今は白田と稱す、
相傳ふ、元弘の亂に、萬里小路中納言藤原藤房卿、當國
に配流の時の居所なりと、傍の畠の名を發塔地と云ふ、
この地は元より小田氏の管内にてありしなれば、こゝに
配流せられたまひけんことは實なることゝ見えたり、異
本伯耆巻に「先帝供奉の月卿雲客、或は被誅、或は被
解官職、或は被流、或は被禁獄、中納言藤房は、常陸國
[illegible]へ[illegible]、[illegible]大納言[illegible]は下總國千葉へ[illegible]」
[illegible]と見えたり、この藤澤村、土浦の西にあたれば[illegible]、
發塔地と云へるは、藤房卿この地にありし間に、[illegible]
て納め塔を建て、再び歸洛あらんことを祈られしなどと
いはれありしなるべし、又筑波郡小田村にも、藤房卿の
[illegible]と云傳ふる[illegible]、小田の[illegible]は藤房[illegible]遁世の後、こ
ゝに來りて久しく居住せられ、こゝにて薨ぜられしなり
といへり、[illegible]書に曰く、
常陸國[illegible]人小田[illegible]、[illegible]

[illegible]月十九日、[illegible]萬里小路[illegible]藤房[illegible]、御方之由
[illegible]判、同廿四日[illegible]
元弘三年七月十四日[illegible]　花押、[illegible]田[illegible]の花
押也）

色川氏採錄文書に、藤澤神宮寺に、藤房卿の書とつたふ
る古箱ありとて、其文に曰く、

土境
玄[illegible]境[illegible]、天下稀之[illegible]、億千萬歳、[illegible]法[illegible]師、
[illegible]、[illegible]玄覺[illegible]境[illegible]、由谷十九[illegible]之、[illegible]、
不思而玄覺、則為神為君、
[illegible]
靈山付囑、近代相承、今無親疏、日[illegible]天覽、[illegible]光於
北闕、[illegible]、紫[illegible]朝仰五色書　如此者、
(北闕の「下龍涎般厚此語可加歟」)
如此、遂一可刪否、可依尊意、

眞否は知れねども、いかにも、公家にて、禪宗の事に就き
ての筆翰に屬し、其草案の斷片なり、猶考ふべし。

高岡(タカオカ)　今田土部(タトベ)、田宮、及び澤邊と相合せ、斗利出(トリデ)村と改
む、藤澤の西に隣り、筑波郡小田村大字[illegible]と相接したり。
觀應中の[illegible]に、[illegible]の[illegible]に、
南野庄[illegible]などいふは、此地方とす、小田八田系圖
に、知重の次男を、高岡左衛門尉泰重といふ。○田土部
川とは、櫻川の一名にして、諸書に散見す。天正元年四
月梶原[illegible]の人々、小田勢と田土部川に戰ふ、〔國志、東
源武鑑〕又田土部氏は信太庄司[illegible]一族と云、〔常陸系圖〕

（田土部）

法雲寺(ホウウンジ)　高岡に在り、臨濟宗、[illegible]、正慶元年壬申
の[illegible]、[illegible]、天目中峯[illegible]
[illegible]風をつたへ、其[illegible]
觀應中紀行、みやこのつと(宗久法師撰)云、さて相摸
鎌倉山のうちと云所に行つきて、そのあたりに假のや
どりをたずねとゝまり侍りしに、行脚の僧などあまたあ
[illegible]中に、常陸國[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
かくこそあらまほしくおぼえしかば、其山に三間の茅
屋をむすびて、一夏を過し侍りぬ、又甲斐國とくさ山
に籠りて久しき僧ありと聞しかば、かのむろにも尋ね
まかりて、しばしありて、又常陸の國へ歸り侍りし、
其後猶かなたこなたへ、知識遍參し侍りし。

本朝高僧傳云、[illegible]、弘安三年生于常州宮家
氏、[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
も云はれしならん）

このあの[illegible]、[illegible]たたあ[illegible]てまいらせ候、か
つむらふるき人にて候程に、わさとかかせて候、こあき
い入[illegible]、[illegible]にて候へ、
き□のみくし候程に、ついせんのために、ことさら此
所をきしん申候、ゑいた非、こほたいをも御とふらひ
候はは、悦入參候申候、なななししそんそんいろん

おろましく候、此よしを申參候、

貞和五年七月廿九日　　尼 聖 徧（判）

法雲寺方丈

爲後證、所加判形也、

永和元年十一月廿五日　　前常陸守（判）

今按、こつるは小鶴（今東茨城郡）にや、故安藝入道とは宍戸朝里にて、前常陸守とは小田孝朝（法名喜朝）なり、尼は即朝里の家族と推定せらる、おつむらは知れず。

澤邊（サハベ）　今小和田村の大字なれど、高岡の北二十餘町を隔て、山之莊の域内に屬す、西に豐岡山峙てり。

山莊（ヤマノシヤウ）　今山莊村と云ふ、藤澤の北一里、新治川（ニヰハリ）の水源にあたり、豐岡山の東麓とす。北にも横嶺ありて、茨城小幡郷と相隔離す。山莊とは、中古の庄名なるが、茨城南野庄より割きたるがごとし。然るに、近世は、筑波郡の管内に入れられたり、何の故にや。山中に東城寺（トウジヤウ）藥師堂、小野清瀧（セイロウ）寺觀音堂、坂東巡禮第二十六などあり。

（清瀧寺）

北郡山之庄之者共、清瀧、代山之當進、而彼樹下此在上、早着已內取開戰、西部其在右、切向押遣、其程從居寺馳入、護來者共失調法、從門外諸侯家、西部以軍入、家風各被出暇、發髻剃除、帶兵解身、臨祭閑居、徐及二十日餘。［天文中西部狀］

郡鄕考云、稅所切手員數、山庄一通、鹿島永享富有法文「山庄內、本鄕（ホンガウ）、善鏡入道、宍戸備前守知行、國府、法性入道、宍戸中務丞知行」（善鏡、法性は富有の人なり）、國部狀（天文）「山之庄松居寺（寺今新治郡戸崎村に遷す）など」て、其庄名あれども、其本鄕は遂に見えざるは、其後の衰亡にや。

（本鄕）

東城寺（トウジヤウジ）　今山庄村の大字にも呼べど、もと藥師堂の法號なり。開創不詳、初め天台の別院にて、鎭守神には日吉山王を勸請し、今に其祠存す。近年寺邊の古墳、如法經塚壺を發見す、叢に天治元年延暦寺經遷大檀那平致幹の銘有り。「常州東城寺の圓寺、敦王坊の法橋とて、寺法師の學生有りけり、他事なく正教に眼をさらし、顯密の行怠りなき上人なり、されど世間の事は無下に無沙汰なり、法師或時語て云、世間の人愚にして物の計ひ不覺なり、日一賣有る事拔し出たり、作一にて日に搗く様あり、日は常の如く置き、一は空にしも向てつるべしと、弟子、上の日には物がたまり候べくはこそ、と云へば、此難こそ有けれと、片迫にけり」云々、山庄の藥師堂の遺聞なり、近世は、眞言宗の僧侶住持したり。

今泉（イマイヅミ）　古山莊の一村なるが、今は小山寺、中貫、常名と相合せて、都和村と改む、山莊本鄕の東南なり。

常名（ヒタナ）　今今泉、中貫等と相合して、都和（ツワ）村と改む、何の故たるを知らず、常澤と土浦の中間とす。或はシタナとも唱ふ、國名常陸（ヒタチ）の倒を逆へるもの歟、貞享中の土浦城記に、常名城主菅谷彈正、云々。

大津鄕（オホツ）　和名抄、茨城郡大津鄕。○今新治郡土浦町、眞鍋町、上大津村、下大津村にあたる、即茨城郡の東にして、香澄の流海に臨める地なり、郡鄕考に、大津とは、船舶集會の地の稱なり、此鄕は今の土浦の上游にて、佐賀鄕の西に在り、對岸は信太郡島津鄕なり、昔土浦城なき時、諸方の舟、此間に輻湊せしことと想ふべし、といはれしは、頗其要領を得たり。されど、大堤をも大津の訛に出づと爲せしは、信け難し。

土浦（ツチウラ）　今土浦町、眞鍋の二に分つ、人口合一萬六千、當郡南部の一都會なり。南に櫻川を帶び、西は霞浦の一支灣を控へたり、支灣を土浦入と稱ふ。市巷は、全く沼澤水田の中に在りて、其北なる高邊を、眞鍋、與里、木田余とす。（汽道、水戸へ三十二哩、東京へ四十二哩。又高土、筑生（行方郡）へ七里、水戸より佐原へ三里、鹿島へ四里、皆水路なり、牛堀を經由す）

歸舟遊山步々遲、一篷有雨出湖哉、回看紅樹夕陽裡、已有群仙抗手迎、　　枕 山

前太平記、并に伯耆卷に、土浦の名を見れど、其人の僞撰に成れば、元より信を取り難し。近世常南の名邑と爲り、富庶を以て稱せらる。明治維新の初め、新治縣を此地に置かれて、常南數郡を制治したることあり。

湖城二十萬戸羈、老子清遊興豈凡、賢瀬釣徒同臭味、醉鄕仙吏亦宦情、何遠く戸酒分集、唯是詩律嚴、別有天公解人意、高懸明月照歸帆、　　天 山

新志云、世に土浦小判と云へる判金あり、是土浦にて鑄たる所也、思ふに、慶長年間の物と見えたり、慶長の初年、結城秀康、嘗て土浦を兼領せらる、恐らくは其比のこと歟、醬油、土浦に黑崎の製するを上品とす、印には龜甲の內に大の字をかく、故に龜甲大と稱す、江戸にても上品とせり、行方郡板來を中品とす、印には山形の下に七の字をかく、仍て山七と稱す、下總の銚子、佐原よりも出れども、土浦の龜甲大に及ぶものなしとぞ。○天保寬永の頃、土浦川口町の醸戸（醬油と藥種とを兼業したり）色川氏（名三中）好で篤行の名あり、殊に中山平四の二著常陸國志以下の諸編作の如き、色川氏の保護に因り、後に傳ふるを得たりと云ふ。

土浦城址（ツチウラ）　市街の中央に在り、平城の制にして、方五町許、今本丸に郡役所を置かる。壞壘其外を圍み、商工は其城の東南に居を占む。

貞享中撰土浦城記云、寬長六年、遇土浦城于松平伊豆守信一、歷仕、城之西北隅構一小部隊居、是時二之丸門、井町并南內北三門、始建之。○新志補云、信太庄司紀氏の裔、菅谷勝貞、左衞門尉と稱す、永正十三年、小田政治の爲に、土浦城を攻て、若泉五郎左衞門を殺し、城を政治に致し、後其城主たり、「菅谷系圖」子政貞、左衞門尉、攝津守と稱す、「鹿島文書、宮司文書、法泉寺文書」天正元年、佐

竹義昭の小田城を陥るとき、小田氏治走て政貞に依る、二年攻て、小田城を復す、〔菅谷系圖、[illegible]〕六年範政、左衛門大夫、六年、小田氏治木田餘城を保つ、菅谷氏[illegible]の爲に陥られて、範政に依る、範政手兵五百餘騎を率て、攻て其城を復し、進て小田城を攻む、〔大藏卿雜記、風信雜記〕十八年、小田原城陷るとき、範政父子共に土浦城を出て、高津の民舍に匿る、後淺野長政の薦を以て江戸幕府に仕ふ、〔菅谷譜〕土浦は古の河内郡大村郷の内なりしが、[illegible]茨城郡大津郷の地なりとす、[illegible]部郷の壁宍により遂に新治郡に屬せり、元祿郷帳、新治郡東崎町中（サキナカ）城町とあるもの即是なり、傳へ云ふ、平將門始めて城を此地に築き、大掾氏の支族之に代ると、又若泉、菅谷、

(東崎)

結城、松平、藤井、西尾の諸城主を歴て、寛文三年に至り、竹本氏の居城となる、萬治元年、城の西南郭外なる民居を、田宿町の背に移して、其町を云ひ、其舊址に奴卒を置き、足輕町と呼ぶ、郭外西町と云ふ即是なり、寛文元年、市中浚あり、是年町より追手前に至るまで、悉く亡燼せり、四年、又下町より火を出し、南は追手前、北は眞鍋口門に至るまで、皆災に罹れり、八年又火あり、西足輕町、外記門前より、松林寺に至るまで延燒せり、九年竹本氏去り、土屋氏之に代る、十二年、鐵砲台前に町を開きて、奴卒を移す、之を築地足輕町と名づけ、又

(中城)

鐵砲、簀子、櫻川の三橋を改修して、往來に便す、天和二年、土屋氏駿河田中に移り、松平氏來り代る、貞享二年、當橋を改め造せり、四年、龜井曲輪（二の門より武具藏の間を云ふ）乾曲輪（武具藏より不破門までの間を云ふ）多計曲輪（高田藏堀小屋までを云ふ、元代官町と稱す）西曲輪（追手より外記門までを云ふ、西町と稱す）甲曲輪（追手より搦手までの間を云ふ、元は土小路と呼べり）勝軍木曲輪、元藏六町と云ふの名を定め、中城町を中條町と云ひ、田宿町を富宿町と改めたり、是歳、松平氏大坂城代となるを以て土屋氏又來り、永く其治所となる、元祿四年二月追手前より火を出し、二之丸、三之丸、鷹匠町、代官町、天神町、本町、七軒町、下東崎、二軒町、中城町、中町、田町、横町、鐵砲台、築地足輕町、西曲輪、多計曲輪、勝軍木曲輪、及び搦手、富田、眞鍋、田町口の四門、悉く灰燼となる、後數年にして修造舊に復す、享保十二年、城東湖口の左右を塡めて、繫舟の所となし、之を川口町と云ひ、簀子橋の外、錢龜橋邊の左右にも、新に家屋を建て、大町と名づく、又城北眞鍋村通路の中に、民屋を立て續け、後屢沿革を經、[illegible]灰燼の地となる、街衢を大別して二十となす、一を東崎町と云ひ、一を中城町と云ふ、〔直網祠は町中の森に坐せり、相傳へて常陸大掾國香の靈を祭れりと云ふ、〕或書に、天正年中、上州新田の由良氏、當國に來り、國見氏の爲に、土浦城を守れりと云ふ、由良氏は、[illegible]文祿慶長の際に、牛久に移封せられしは、[illegible]見氏の旗下に在り、土浦に居れりと云ふは、信し難し。

眞鍋（マナベ）

今[illegible]里、木田余を合せ、眞鍋町と云ふ、土浦[illegible]の北街にして、地[illegible]し、

一條村路傍江通、破町[illegible]信[illegible]逢、曉色[illegible]紅霞高木、秋山碎綠筑波風、三分旗況浦帆外、多日[illegible]鵑雨中、客跡異府同不繫、河山隔斷岸內[illegible]、　蕉窓

(善應寺)

永禄中の大畫詣錄に、眞野庄善應寺（ヒンノウ）と云ふは、今眞鍋寺井坂に存す。天保中の善應寺住職申哉は、晩年還俗して、闘東雄と云ひ、曾擾亂の沸騰に方り、西遊して大坂に在り、事に與りて死す、亦一奇僧也。

羅峯文集、善應寺浦泉記云、常陸國新治郡眞鍋邑者、屬土浦城、寛文己酉之夏、今執政、從四品但馬太守土屋君數直、新賜土浦城、仲秋受封、遂見樹芭、單導而歸江戸、一日書余曰、眞鍋邑有寺、曰善應寺、有一寓泉、寺僧有[illegible]、日、昔鹿島神靈、當於是、[illegible]往還[illegible]間邑法雲寺、及其[illegible]、[illegible]於今、[illegible]中[illegible]六、其[illegible]、故改[illegible]日寺、[illegible]之以[illegible]、爲其下[illegible]、[illegible]百頃、寺者[illegible]之餘滴、[illegible]傳樹[illegible]也、寺在[illegible]、聲價[illegible]云々。

(寺井)

元治元年、水藩天狗黨の諸士、[illegible]に、野州大平山に屯聚せしが、其一隊は田中愿藏、根本自[illegible]に、[illegible]藩に相合はず、六月、太平山を去るに及び、愿藏の一隊に、後れて櫟木驛に次り、吏民を脅迫して軍資を出さしめ、欲意に滿たざれば、[illegible]驛市を[illegible]、六日の夜なり。七日、愿藏北條(筑波郡)に至りしも、山に登り[illegible]田丸、藤田の諸党と合同せず、是より離叛して、部邑を横行す、廿一日、愿藏土浦藩を威嚇せんと擬し、まづ眞木、吉[illegible]の大路を扼し、發砲して眞鍋街に進入す。人家を焚き、器物を掠め、藩兵の[illegible]、直に北走し、中貫村を[illegible]。[illegible]是日は東なる[illegible]常北を[illegible]の管轄にして、又木[illegible]。

木田余（キダマリ）

今眞鍋町の大字に[illegible]、土浦の東北半里に在り、木田餘村中條の舊臣は、[illegible]り、信田庄司[illegible]の子、[illegible]、天文廿二年、小田氏治、菅谷[illegible]範政を土浦に置き[illegible]む、天正元年、太田三樂[illegible]、小田城を陷るに及んで、氏治走て之に入る、六年[illegible]、其治[illegible]土[illegible]、己にして之れを復し、尋て又之を失ふ。〔新志補〕○鎌倉九代後記に、下[illegible]、[illegible]戰記「常陸の小田[illegible]土浦の菅谷[illegible]、木田余[illegible]の飯[illegible]寺、[illegible]江戸など、[illegible]

勇の士を養ひけり」云々。

手野(テノ)　今神立、白鳥、田村、沖宿と相合せ、上大津と稱す。土浦の東なる村里にして、其田村、沖宿は直に湖岸に在り。神立、白鳥及び菅谷（信太庄の一部）に、

（菅谷）菅谷氏あり）は岡野の中に偏し、手野の東北にあたる。

（沖宿）沖宿は土浦の東に張出たる、陸岸にあるを以て、其南は信太郡島津に對し、距離一里許。沖宿神宮寺には、天保年中まで、承安年中書寫の大般若經、數百卷を傳へしと云ふ。[illegible]志補云、新治郡手野村館の地は、一[illegible]上に隆起し、高三丈五尺、周回四百間許、樹木繁茂し、北部湖畔の舊跡存す、徳治延慶の頃、小田[illegible]重[illegible]子[illegible]之に居る、因て氏とす、子孫世之に居る[illegible]野[illegible]云、天正元年、菅谷政貞、與小田氏治戰、[illegible]道使于信田重氏曰、我有憾於氏治、請與足下結[illegible]、[illegible]、重氏從諾、會于手野館、[illegible]政貞[illegible]、[illegible]之、發騎兵五百、襲土浦城而拔之、據[illegible]、[illegible]、東[illegible]軍記」此說は、前なる土浦城下の敍述と、相合はず。

神立(カムタチ)　今大津村の大字なり、鐵道之を通じ、[illegible]車場あり。土浦と高濱の間にて、いづれへも各四哩。

加茂(カモ)　今戸崎(トサキ)と相合せ、下大津村と稱ふ、手野の東[illegible]あたり、湖岸に居る。土浦町より三里半、信太郡木原、安中へ水路四十町。

（戸崎）加茂と沖宿の間には、戸崎、平川等の部落あり、戸崎に松學寺、又松岳に作り、昔は山[illegible]にありしを、[illegible]したりと。元祿十一年鐘銘云、常州新治郡南庄戸崎村、牧洞山松學寺者、[illegible]、南吉曹[illegible]之[illegible]也、[illegible]其境也、長松蒼々、[illegible]、鹿島之廟、土浦之城、[illegible]不遠、近之[illegible]、御城蓮池、遊客所娯也、[illegible]、雲[illegible]之間者、筑波山也、[illegible]、長江汪[illegible]、手[illegible]島之外者、丁子江也、前村[illegible]、後[illegible]、野邊々、遠村冥々云々。

[illegible]云、[illegible]堂永[illegible]師、[illegible]居于小田寶鏡山時、[illegible]吉田氏、[illegible]、戸崎城主[illegible]、[illegible]山、[illegible]四年[illegible]、[illegible]六十四。

土浦入(ツチウラ)　霞浦湖の一支灣にして、西方に斗入す、灣底に土浦町あり。此灣は東西約四里、南北二十町、[illegible]、其北岸は今新治郡に屬し、南岸は[illegible]。

[illegible]中　[illegible]　小[illegible]　詩　傳

[illegible]、長天共一色、[illegible]山[illegible]。

佐賀鄉(サガ)　和名抄、茨城郡佐賀鄉。今新治郡牛渡村、佐賀村、及び[illegible]なるべし、大津鄉の東とす。

（史）[illegible]云、佐賀[illegible]は今の[illegible]村是なり、[illegible]、[illegible]名を得たる[illegible]、[illegible]云、[illegible]、[illegible]、佐賀の[illegible]にては、[illegible]、[illegible]、其[illegible]。

牛渡(ウシワタ)　今牛渡村と云ふ、加茂の東に隣り。今有河(アルカ)村をも合せたり、共に湖岸にのぞめり。

[illegible]、[illegible]、一[illegible]、

認逵牛渠分庭山、　天山

田伏(タブセ)　今[illegible]と合せ、[illegible]村と云ふ[illegible]。本郡の東端にして、土浦を距る四里。其東岸は行方郡玉造町にして、航渡十餘町、古來鹿島行方への往來と爲す。[illegible]十五年、[illegible]、田伏の名見に、[illegible]、小田天庵の麾下、田伏次郎左衞門あり）

深谷(フカヤ)　今大[illegible]、大[illegible]田、男[illegible]等と相合せ、[illegible]村と改む、田伏の西一里半、加茂の北半里なる[illegible]野の地に在り、古[illegible]の[illegible]は明ならざるも、佐賀、大津の外にはあらじ。

（大堤）大堤(オホツツミ)は、[illegible]考に「文[illegible]、佐竹義久[illegible]に、[illegible]と稱し、筑波郡に隷せしめらる、大堤を改めたるに、其後の事にて、此地即大津鄕なり」と曰はれしは、如何にや。

安飾鄉(アジキ)　和名抄、茨城郡安飾鄉。○今新治郡安飾村、志士倉村是なり、佐賀鄉の北にして、東北に[illegible]に、安食[illegible]自[illegible]ありて、[illegible]の[illegible]と[illegible]想はるれど、此なるも其[illegible]ならず。

（安食）郡[illegible]考云、今新治郡安食村是なり、其鎮守大宮の、應永十年[illegible]日[illegible]に「常州南野庄、安食郷」と記せり、[illegible]、此地は小田時知が[illegible]、安[illegible]、宮[illegible]等に據れる、其子兵部少輔知房に傳ふ、子、安食[illegible]中[illegible]、鹿島[illegible]注文にも「安食[illegible]、彌次郎、[illegible]知行」とある[illegible]次郎は、[illegible]、永享七年に至ては[illegible]知行の地たり（安食は後世アンジキと呼べり）、文々、元治の[illegible]起の日にあたり、安食の郷士、竹内百太郎延秀、[illegible]代の家[illegible]を傾け[illegible]して、[illegible]有志を扶助し、後遂に[illegible]、[illegible]田等と[illegible]して、[illegible]に死す。

柏崎(カシハザキ)　今安食、岩坪(イハツボ)、[illegible](カルベ)等と相合せ、安飾村と云ふ、[illegible]田伏の北四里[illegible]、香取[illegible]宮[illegible]注文に、柏崎[illegible]小田知行とあるは是なり、今[illegible]濱、[illegible]等と相並び、[illegible]の[illegible]たり。

（岩坪）人[illegible]倉[illegible]志云、安食、[illegible]の間の丘上に、古墳散在す、中にも富士見塚は、面積[illegible]、[illegible]坪、高三間に達したれど、近時削平せられ、[illegible]に石[illegible]を遺すのみ、岩坪には以前三所あり。

[illegible]部(カルベ)　今安飾村と志士倉村の大字とす、[illegible]は[illegible]に作り、和名抄、下野河内郡に[illegible]部鄉あり、[illegible]姓氏[illegible]に出でしならん。

宍倉（シシクラ）今志士倉村と云ふ、安飾の西北半里、土浦より三里、鹿島永享當有注文に、南庄宍倉郷と載す。○黒崎氏紀行、宍倉に古城址あり、菅谷隱岐守始めて築く、[illegible]世々此に居れり、天正中、佐竹氏[illegible]の命を受け、南[illegible]十三館を滅せり、菅谷氏も[illegible]に奔る、此よりして佐竹氏、大山田刑部して此城を守らしむ、後羽州に徙るに及びて、城廢す、是[illegible]寺といふ曹洞宗あり、郡中の名刹也。[illegible]云、宍倉城は、信太庄司の[illegible]、菅谷隱岐守之を築く、小田[illegible]政治の譜代たり、「[illegible]倉九代記、關東古戰錄」天正中、菅谷氏の領地は坂、大和田、曾根、成井、岩坪、加茂、下輕非、上輕非、三ッ木、柏崎、安食、[illegible]木内、宍倉[illegible]「佐竹系圖後書」にわたれり。○水府志料附錄云、宍倉某泰寺は、菅谷隱岐守の菩提所にて、菅谷[illegible]は、小松[illegible]、小松但馬守なと云へり、[illegible]小松の[illegible]にや。

石川（イシカハ）今井關と合せ、關川村の新號を建つ。宍倉の北一里にて、戀瀨川は、此地と高濱の間に來り、霞浦へ注ぐ。鹿島神宮、永享當有注文に、南庄、石川郷と見えたり、和名抄の古郷の系屬を[illegible]らず。

田籠（タカゴ）**郷**　和名抄、茨城郡田籠郷。　今詳ならず、新治郡三村に高菜神ありしこと、古書に所見あれは、三村、石田など、安飾郷の西北の地なるべし。[illegible]考に、「籠はカタマともよみ得れば、タカタマにて、柿岡の邊の高友に擬すべく、又柿岡、田子共と云ふこと、古簡に多く見ゆれば、タコトモと云ふも、田籠なるべし、」と論ぜられしは、信け難し。田籠はタカタマとも、タコトモとも讀み得ると雖、柿岡は拜師郷内の地なるべく、[illegible]はさる[illegible]あるに似たり、今且三村の境に擬す。

三村（ミムラ）今三村と云ひ、石川の西にて、土浦より東北二里半、石岡の南一里餘、戀瀨川の南なる岡野なり。

國府惣社、治承三年文書に、

[illegible]一宇、三間、三村、竹來社、

と載せ[illegible]、惣社の[illegible]を、三村の竹來社に[illegible]して、管理せしめたる注文とす。又[illegible]社文書、文保二年五月、[illegible]常陸介[illegible]文に「筑波社、三村郷等、[illegible]」云々。[illegible]は小田の一族なり、小田安食[illegible]の弟な、三村山[illegible]といふこと、系圖に見ゆ。按ずるに、三村に今竹來[illegible]の名なしと雖、香取社ありて、風土記、信太郡高來里の普都大神の古傳に合ふ。高來神、即香取神たること、明白なり。元保中には、此地に筑波社置たりし由も、判知せらるるか、三村山とは何等[illegible]にあたる歟、三村には、今普門寺といふ眞言宗あり。

荒張川（アラハリ）又新治川に作る、山庄村[illegible]内山に發し、東流、稍北に進み、三村の北に達し、戀瀨川へ入る、長三里。新治村は、即水の左岸に在り、近世郡名更正の時、此新治を以て、古の新治郡の遺蹟と誤り、遂に古の茨城郡を以て、新治郡と改定したり。

新治志云、荒張川は、山庄[illegible]城寺村より出て、東流して佐谷、稻吉兩村の間を經て、新治村に至り、北流して、野寺、三村の間より、信筑川に合して、中津川となり、高濱湖に入る、新治村は古の荒張村なり、故に以て川の名となす。

稻吉（イナヨシ）今佐谷、雪入、山本と相合せ、七會（ナナヒ）村と改む、土浦の北一里半、荒張川に緣れる部落とす、驛路之な[illegible]出し、石岡に達す。

稻吉の清水[illegible]は、[illegible]を奉し、辨財天を安置す、其寺中に[illegible]泉湧出、因りて清水と呼ばる。一書に、此清水を擧げて、和名抄、筑波郡清水郷の舊地かといはれしも、地形筑波郡と相依屬せず、今其說に從はず。（清水）

小山文書、[illegible]年、[illegible]、常陸國稻吉郷[illegible]事、同國[illegible]村三分一地頭職事、云々

佐谷（サヤ）今稻吉と合せ、七會村と改むれど、稻吉の北西にして、荒張川の彼方に居り、淺間山、雪入山の下とす。山木、雪入（ユキイリ）の二大字も、佐谷と相交錯す、雪入山、[illegible]四百米[illegible]。

弘安[illegible]文、在廳の名の内、垣安佐谷廿七町と載せ、大掾系圖、[illegible]の弟、[illegible]は、佐谷七郎[illegible]、[illegible]、[illegible]て、[illegible]、[illegible]内に[illegible]の村名の現存を見れば、此に非ず。（雪入山）

上田（ウヘダ）今新治、野寺、飯田、市川等と[illegible]合せ新治村と改む。石岡[illegible]一里半、稻吉へ半里、荒張川の邊に在り。

新治志云、土田村中根と字する[illegible]に、長者[illegible]あり、土人の說に、中根長者の宅跡にて、凡二町歩といふ、今は[illegible]叢茂り、[illegible]内に小家あり、[illegible]、又[illegible]と云ふは池の狀なせり、凡両國に在りて、長者[illegible]と稱するもの、皆[illegible]長い宅なり、且[illegible]長の宅蹟、必小家あり、或は[illegible]と呼び、或くす[illegible]と稱す、[illegible]驛馬に飼しめたりし所なり、本國には長者屋敷多あり、信太郡[illegible]、茨城郡安古村[illegible]、[illegible]（雄薩驛跡）多賀郡伊師村（藻島驛跡）等の類、皆これ驛家の舊跡なり、この土田村は、古今の大道にて、今も府中より土浦に至るの大道なり、[illegible]。（新治）

門侶交名の中に、常州土田の道圓房木明（アヲズリ）と載す、ここ[illegible]、又鹿島[illegible]房[illegible]の弟子、[illegible]今の新治なり。

市川（イチカハ）今新治村の大字にて、上田の北半里、戀瀨川（志筑川）の南岸の部落なり。市川とは、諸州の例、國府の地に多く此名あり。本國郡、石岡その古國府にあたれば、往昔は、戀瀨を市川と呼び、[illegible]して村里名に[illegible]へる

なり。

目安、税所虎鬼丸申軍中事、
右小田志築凶徒等、去月廿六日、寄来府中石岡城之間、屬于惣領大掾十郎入道淨永畢、虎鬼丸家人片野彦三郎親吉、於市河府橋、龍大橋等、終日致合戰之刻、被射右手畢、然早給御證判、爲備向後龜鏡、粗目安如件、

建武五年八月　日

參河守（判）

文化四年坂文幹（中山信名の初氏名　紀行云、稲吉驛より左の方二里が程入て、雫となむ云所あり、

古を忍ぶに繁くぬれ添ふは袖や雫の森の下草、

それより市川といふ村を行に、ちいさやかなる板橋あり、これは陽成院の「戀ぞ積りて」と遊ばしけむ、水無の川の流れなりと、人の言ける。

野寺　今新治村の大字にて、市川の東、荒張川と志筑川の交會の邊をいふ。弘安太田文に「南郡志筑三十七町五反、野寺七町、荒張一町一反、土田一町一反三百歩」など見ゆ。

惣社文書、文保中、當社造營によりて、近郷の地頭に課せらるゝ時、野寺忠行の請文「於野寺郷者、一切無造營之例候」云云とあり、忠行は小田氏の族なるべし、一通には「野寺郷一分地頭、從斤四郎兵衛尉」ともありて、二分せしを知る。〇新志補云、西野寺村に胎安明神あり、東野寺村に子安明神あり、共に別當、神主つきて、木花開耶姫を祭ると云ふ、これもしくは羽梨社にあらざるやと思はる、其故ははなしの花など云より思ひよりて、木花開耶姫を附會し、さて又國俗子を生むことを、なすなど云るより、胎安、子安の稱を設けしやにうたがはるれば也。（羽梨の神の事は、拜師郷の林に合考せよ、野寺に非ず）

城上郷　和名抄、茨城郡城上郷。〇城上とは、茨城の上郷の義なるべし、さればウバラキノカミとよむべし。中山氏は、城上郷今の新治郡志筑、土田の邊歟といはれしに從ひ、茨城郷の國府の南方と定めつ。即新治村、志筑村、七會村にあたり、田余郷の西、大津郷の北、夷針郷の東北とやいはん。

志筑　今志筑村といふ、土田の西北にて、石岡町の西南一里、岡陵に倚り、北に戀瀬川を帶ぶ、一名志筑川といふ。

古風土記に、志筑川見え、萬葉集の登筑波嶺の歌には、師付の田井とよみたり、田井とは田家の義なり。

草枕たびの憂を、なぐさむる事もあらむと、筑波根に登りて見れば、尾花ちる師付の田井に、雁金も寒く來なきぬ、新治の鳥羽の淡海も、秋風に白浪立ぬ、筑波嶺のよけくを見れば、長きけに、おもひ積こし、うれひはやみぬ。

（師付）

新志云、師付、滴も、雫も、皆借字にて、下附の意なり、筑波嶺より見下せば、盈野の人家ども、下附ばかりに見ゆるによりて、志豆久の田居と云ひて、今の志筑村のみにあらず、後の名所寄などに、井部に載せしより、人みな井のごとくにのみ思ひて、後にはこの志筑村の地内に、其井の跡ありなど云ふものも出きたり、又萬葉の本文に「新治の鳥羽の淡海」とあるに付て、當國舊地考に論して曰「志筑村の地内に、トッパミと云地字あり、又トリバミの橋と云ひ、いさゝかなる橋あり、これ等によしありげに思はるれど、よく考れば、萬葉の歌によりて、後の好事の徒の僞り設けたるものとぞ思はる、そは風土記の信筑川は、今も志筑村の地内を流れて、高濱の海に落ち、昔とよくかなへり、然るを、高濱も近世新治郡と僞り、又高濱と鳥羽、音の通ふ故に、鳥羽海と附會したるものなり」云々。

（雫）

志筑城址　志筑八千石は、近世、本堂氏の封邑にて、陣屋を中志筑に置き、大略城寨の形狀を具へたり。又西嶺權現山にも、故城とて傳説する所あり。

郡郷考云、志筑古城は、下河邊政義の子、志津久三郎行幹の子孫居住して、小田氏に附屬したり、興國二年六月、高師冬、平高幹をして、志筑城を攻めしめ十一月城陷る、と所見あり、古城址は權現山といふ。「關城繹史」〇新志云、志筑森は、志筑村陣屋のある所なりと、この地高敞にして大木繁茂し、遠くよりこれを望むに、大なる森をなせり、實に古の志筑森と見えたり。

夕立のしつくの森の下草は秋のよそなる露や置らん、

〔現在六帖〕　衣笠内大臣（一本、作六條院）

（久津志）

按、下河邊行幹、志津久三郎兵衛と稱す、〔東鑑〕蓋初めて志筑地頭となれる也、子行景、和泉守、子宗行、其子行助、〔正宗寺藏書、分脈〕文保中、志筑大枝兩郷地頭たり、〔鎌倉文書〕子顯助、三郎左衛門尉、〔分脈〕下野守、〔系圖纂、梅松論〕延元元年、顯助官軍を以て、結城親光と同く京師にあり、親光足利尊氏を刺んと欲し、僞りて大友貞載に就き降を納る、親光固より貞載の姦を識り、先貞載を斬る、賊兵之を視來り撃つ、顯助、親光と共に奮鬪して死す、〔梅松論、分脈〕子[illegible]行、下野守、正平中、大枝地頭たり、〔鹿島文書〕延元三年、小田治久と共に、大掾淨永を府中石岡に攻む、興國二年、淨永兵を率て志筑城を圍む、志筑氏降る、〔税所文書〕天授六年、其宗幸島氏と共に、小山義政に從て義を倡へ、宇都宮基綱を裳原に撃つ、志筑氏、幸島氏皆戰死す、幸島氏即下河邊氏、〔花營三代記〕蓋國行是に至て節に殉ふる也、後子孫小田氏に事ふ、〔常陸軍記、日田文書〕小田氏と倶に亡びしならん。〔新志補〕

常陸國務之間事、三郎先生謀叛之時、當國住人、除小栗十郎重成之外、併被勸誘彼反逆、奉射御方、或逃入

奥州、如此之間、以當國南郡、宛給下河邊四郎政義畢、此一兩年上洛、度々合戰、竭忠節畢、而南郡國役責勘之間、云地頭得分、云代官經廻、於事不合期之由、所歎申也、彼政義者、爲承借息女者也、有限所當官物、恒例課役之外、可令撫芳意給候、於當官物、無懈怠、可令勤仕之旨、被仰含候畢、宜令致其沙汰候歟、地頭職所當官物、無對捍儀者、雖何事、何其煩候哉、以此旨、可令申給、鎌倉殿所仰候也、仍執達如件、

四月廿二日(壽永三年)　俊兼奉

常陸御目代殿(吾妻鏡)

新志備云、志筑本堂氏、十八村を領し、安代寺合戰たり、慶長八年、羽州仙北より来り、中佐谷に治し、十五年、笠間を攻り、正保二年治を中志筑に遷す、封八千五百石、其菩提所を長興寺といふ、本堂の家に笑と云へる祝あり、正月八日、佐谷村の民、大なるしめ縄を持来り、家の壁所にて酒飲ますれば、村民醉に乘じて、家の主人以下、家老其外の事、なさ〳〵惡口するなり、即祝として主人より鳥目を接く、是は出羽より志筑に移りし時、佐谷村におち付、其時よりの吉例なりとぞ、又玄關に槍一つあり、家臣かはる〳〵これを守る、賴朝公より傳はりし雄巨、(雄巨は當時に在りしとぞ)及び御朱印等の文書を入れたるもの也と。

閑居山（カンキヨ）　志筑村の西嶺のつゞきにて、權現山の西南なり、猶南なる大峰、淺間山へ連續す。權現山、標高百米突、閑居山、標高二百卅米突。○新志云、閑居山は古願成寺のありし處なり、故に以て名とす、凡麓より頂に至て七八町ばかり、山中に窟あり、六七間四面の扉の形あり、其近側の岩に觀音の形像を彫刻せるもの數十百あり、傳へて[illegible]僧正の手彫せる百體の觀音と云へり、山麓に願成寺の廢跡あり、湮滅の形今猶存す、俗に[illegible]と呼ぶ、或は曰く、古歌詠する處の志筑山は即是也と。

春雨の雫の山にちる花は木の下ごとのみぞれとぞ見る　光俊

大峰（オホミネ）〔夫木〕　今志筑村の大字にて、中志筑の南半里、佐谷へ近接す。其西嶺は、今淺間山と云ひ、標高三百四十餘米突、柿岡盆地の周圍、東南の一峰にて、古生層の岩石に成ること、志筑山に同じ。大峰は、古名赤鳥井前田とも云ひ、正保比の新開とぞ。

大幡郷（オホハタ）　和名抄、茨城郡大幡郷。○今小幡村、小桜村にあたり、柿岡盆地の南部を宿す。城上郷の西なれど、志筑山、淺間山、雪入山等を隔てたり。郡郷考云、今新治郡小幡村是なり、於、手の混用より、小幡となりしなり、(弘安搦文、總社文保文書、並に已に小幡に作る)土人唱へておつばたと云ふ、湘山星移集、鎌倉大草紙、旅宿問答等に、常陸人越幡(チツパタ)六郎とあるは、小田知重が子、小幡太郎光重が後にて、此地に居る、奥羽永慶軍記、驛路烟影記、追畑(オツパタ)に作り、關東古戰錄、乙畑に作り、眞言宗血脈「押幡郷、報恩寺開基、吉仁者、忍性菩薩書云々」に作る。○鎌倉大草紙云、應永二十三年四月、鎌倉政所にて、御評定のとき、犬懸入道の家人、常陸國住人、越幡六郎某、科ありて所帶を沒收せらる。

小幡（ヲバタ）(越幡)　今小幡村と云ひ、須釜、細谷、青柳、加生野(カヨフノ)等をも合せたり、志筑の西三里、筑波山女体峰の東麓にあり、小峰巒四面に圍繞す。弘安搦文、北郡小幡三町、加納二十町。文保三年總社文書に、小幡、菅間兩郷地頭、藤原氏　とあり、光重の後なるべし。寶冏寺あり、古書に押幡報恩寺に作る、是也。

筑波山圖　吉川天浦

筑波之山何巖峴、馬耳雙尖高插天、丹青何人好手筆、描取質這一幅牆、憶昨採勝倚長策、實實[illegible]歩凌霄巓、[illegible]、下視萬里之山川、[illegible]、子規啼山木寒、巖扉自石鎖秘宮、[illegible]、岩桟[illegible]、[illegible]下[illegible]、十七首[illegible]、下[illegible]日、[illegible]、[illegible]何[illegible]在[illegible]、[illegible]自[illegible]、何[illegible]、[illegible]作[illegible]、[illegible]谷、[illegible]入八[illegible]、

手這坂（テハヒ）　小證、柿岡の間の坂名なるべし。一說、筑波郡不動峠(フドウ)といへり、不當。一野史云、天正元年三月、小田氏治父子、歸筑波棧尾高津田、南野乙幡、欲手御飼坂(手御飼坂)、據常陸國志、諸書作手葉井)縱火掠畧邑里、此地違柿岡一里程、梶原景國(一作政景、作資晴)聽入手片野告急、太田[illegible]、率兵六百、保[illegible]上館址、[illegible]道夢聞氏治自西至、從弓袋山路[illegible]、[illegible]乙幡、氏治之子[illegible]對道夢、爲此地也、[illegible]山、[illegible]、云々、(松窓漫錄、廢城考、東源軍記、[illegible]、關東古戰錄)

(手飼坂)

奥羽永慶軍記、[illegible]道夢侵掠氏治領邑柿岡上信等地、氏治患、永祿十二年十一月、自[illegible]千餘兵、縱火於柿岡、兩收兵、道夢聞之、與嫡子氏資二男義資、及諸侯[illegible]守等七人、追蹤到手這坂上之館、伏兵於西尾[illegible]、[illegible]谷連射、銃矢雨注、氏治大敗績、退者[illegible]右往門、者中銃矢、死者[illegible]千八百餘人、道夢兵死者僅三十五人、道夢斷氏治歸路、氏治不能還城、竟走土浦、按、手這坂合戰を、一說に、天正六年とするも[illegible]、[illegible]實正[illegible]に手這坂にいくる、又手[illegible]に作る、古戰錄一三樂、天[illegible]出張して、白子谷、手這山、小泉、樋口の所々に於て烈しき競合ありしと云へ共、三樂それ、毎度粉骨の働して、終に小田の城をも氏の手へ渡さず、天正元年より、小田原落城の比迄て、三樂の子源太左衛門相拘へて在城して居たりける」白子谷、樋口は知れず、山とあれば手子生(タコマル)村にあらじ。○大田安房守資武狀に、一三樂事、片野に相果申候、其二三年以前

より、拙者に家督被渡、隱居仕候得共、小田之近所、樋口にて、天正十八年庚寅、正月廿九日、小田氏治と見に候梶原美濃守、幷拙者合戰仕候、親に候者、六拾九之年馳參、敵中へ馬を懸入、速なる高名仕候、小田原陣の翌年、卯九月親死去、拙者儀者、奥州一揆起、相馬表在陣、疵終逐不申候」云々。

（弓袋山）

湯袋（ユフクロ）　小幡村の西北の部落にして、猶攀縁して山嶺を越ゆれば、眞壁郡眞壁町に至るべし。此間凡二里半、謂ゆる弓袋山にして、女體峰の麓なり。○新志云、弓袋（ユフクロ）山は、筑波女體山の東麓なり、山下に人居あり、弓袋村田と稱して小幡村に隷す、傍に眞壁より小幡へ通ふの徑路あり、土人傳稱す、こゝをゆふくろと稱するは、古代是邊より温泉（ユセン）を出す、故に澤に温泉、湯作（ユサク）の名ありとか、[illegible]門池に弓袋山見ゆ、眞壁郡服織（ハトリ）に合考すべし。

十三塚峠（ジフサンツカ）　小幡の正面にあたり、筑波山への登路を云ふ。其山口を字して十三塚と云ひ（小幡より半里）坂險半里にして分水界に達し、更に一里にして筑波神社に至るべし。東源武鑑、天正元年、佐竹氏の兵、十三塚を歴て、筑波北條へ入ることを記す。

須釜（スカマ）　今小幡村の大字にて、本村の東なり。弘安撿文、菅間（スカマ）に作れり、稻田門侶交名に、北郡菅間の法尊と作す。富士と稱へらるゝ一丘あり、西高百五十米突、（是迄の大地標高凡二十米突の稻田台地の中央にあたり、石岡市街の南二十餘町、吉生層台地に突發したる古火山に似たり。

（菅間）

青柳（アヲヤギ）　今小幡村の大字にて、本村の南なり。○古戰錄云、小田氏治入道天菴は、天正元年下旬、四千餘兵を驅催し、筑波根の尾續き、青柳山を打越、新治の郡乙幡村へ着陣、此地は眞壁道無が領分なる故、在家を放火して亂妨をなす、是より柿岡へは行程一里計の間なれば、[illegible]衛門資晴、最前に傳へ聞て、片野へも着たりしかば、

樂齋道譽、同姓新六郎康資を伴なひ、早速に驅出たりしが、味方は素より微勢なり、あたりに撿掲たる古屋敷の有しに、父子楯籠て時刻を移す處に、眞壁暗夜軒も兵を引率し、小田勢は西の方より押寄すると聞て、其日へと馬を早めけるが、左にはあらで乙幡に敵ありと申ければ、弓袋の山手へかゝり、近道を經て驅入たり。

吉生（ヨシフ）　今葦穗村の管內なれど、直に小幡村の北に在り。吉生の峰寺は、西光院と稱し、柿岡町の正西の一峯を占む。弘安撿文、吉生十一町七反半、上曾十三町小、菅間七町三反大、云々。

月岡（ツキヲカ）　今小幡の東南なる半田、川又、柴内、片岡、舊遍泉、小野越、佛生寺等、相合して小幡（コハタ）村と號す。小野越より西へ、不動峠を越ゆれば、筑波郡北條町に至るべし。半田（ハンダ）の杉澤不動堂は、月岡と志筑の間なる山中に在りて、半田の所屬とす。半田は、戀瀬川の左岸にて、柿岡盆地の西口にあたる。小櫻（コザクラ）川は、月岡の西山より出で、[illegible]の末にて、小幡川と合せ、川又にて、高友川に合して戀瀬と爲る、

（半田）（小櫻川）

青田（アヲタ）　今小幡村の大字とす。弘安撿文に、北郡青田十五町、横山尻大、河俣（カハマタ）二十一町とある此なり、河俣今川又に作る、横山尻は知れず。○新志云、惣社文書に、文保中、總社造營によりて、近郷の地頭に課せらるゝ時、河俣[illegible]高太郎宗貞の請文、其所謂河俣[illegible]者、北郡[illegible]云々とあり、宗貞は小田の一族なり、

（河俣）

拜師鄕（ハヤシ）　和名抄、茨城郡拜師鄕。○今新治郡林村、柿岡町其是なり、大幡の東北に隣り、柿岡盆地の中部にあたり。拜師とは、即林の義なること、出雲國拜師の例に所見あり。

林（ハヤシ）　後世上下の二村に分ちしが、今又片岡、浦具、浦須、根小屋等を合せて、林村と云ふ。戀瀬川の東岸にして、石岡町の西北二里、根小屋を向郷（カウ）とも呼び、古の片野城の址なり。

（羽梨）

神祇志料云、清和紀、貞觀十二年、常陸國羽梨（ハナシ）山神授從五位上、光孝紀、仁和元年、加正五位下、羽梨山神今詳ならず、按ふに、圖部狀、小田政治馬を出し、人數を羽梨宮に備すの語あり、此に據るに、天文中、神社所在明かなる事知るべし、今本書の文に就て、其地勢を考ふるに府中西南の地方に當るが如し、又大同類聚方に、茨城郡拜師鄕あり、羽梨山之神社とみゆ、和名鈔拜師鄕あり、今新治郡林村あり。○今按、圖部狀に、小田氏の兵羽梨宮（府中の西北）より小川城に迫れるに、大掾氏の兵の遲疑して發せず、高濱の海邊に至る事を遮る所に「政治即刻被出馬畢、羽梨宮え被備人數候處、及七百餘騎、可被責逕之段、[illegible]南中へ被仰越候間、幹御挨拶[illegible]之、故渡海遣、追々侯之處、無程小川落着之由、申來候間、無山被納馬候」云々、

片岡（カタヲカ）　今林村の東北にして、山崎村に隣れる部落なり。弘安撿文に、北部片岡村を載す、林十一町、片岡四段半、云々。

片野（カタノ）　今林村の管內なれど、林村と戀瀬川を隔て、相對す。天正年中、太田三樂の居りし片野城とは、林村の根小屋なるべし、片野の東なる一丘にして、城柴の形狀、今に儼存す、府中の鬼越山と一連脈の山なり。○古戰錄云、太田三樂は、先年居城を離散して、常陸に來り、父子一所に光陰を送けるが、義重味に思ひを施し、眞壁右衛門尉氏幹が女を嫁して、源太左衛門資時に娶せ、新治郡柿岡の城に居らしめ、三樂には片野の砦を與へて、小田天庵が押を命し置かる、元龜の比なり。○新志補云、片野は、初め小田の家臣六代將監之に居る、其翌上曾源三郎佐竹の爲に討死す、上曾亦斷絶する所なし、片野の人樣みて之を養ふ、佐竹聞て之を三樂に委す、三樂遂小田氏と戰ひ、遂に之を破る、天正十九年病死。新志云、片野村に在りしより、石面に鶏足の文多くあり、

(金指)

久機業に似たり、故に紅葉石と云ひ、たけ七尺ばかり、質は四足型なり、其名[illegible]に聞え、[illegible]の湯足山の湯足石と同質とす[illegible]。[illegible]、片野三十二町九反、金[illegible]一町六反半と、金指とて、今柿岡と片野の間とす。

柿岡（カキヲカ）

今柿岡町、人口三千五百、土浦を去る五里、石岡[illegible]里[illegible]、[illegible]山の[illegible]を古[illegible]、其中心にあたる、[illegible]の名あり。

柿岡盆地は、[illegible]状を[illegible]し、[illegible]北門[illegible]、[illegible]里、其西端は筑波の大[illegible]とし、[illegible]山、[illegible]山、加波山等[illegible]列し、他の三面は稍低平なり。故に林行の丘陵の[illegible]き、最卑小にして、殆中断の状あり。盆地の諸水は、戀瀬川（恋川）と為り、東に流れ去る。[illegible]、柿岡盆地は、もと古生紀の高原なるが、[illegible]て[illegible]る、[illegible]の二山の、今に屹乎として、古生紀の岩石を以て形成するを見ると。

(柿岡城址)

柿岡の簡の地、面積大約三千坪、永禄九年、佐竹義重、客將大田氏の子梶原政景をして之に居らしむ、後其子房幹、長倉義興之に代る。慶長中、江戸幕府の臣稲葉正勝の封邑となる。正勝の母阿福、後庭に入り[illegible]の乳母たり、春日局と稱す、故を以て[illegible]に仕へ[illegible]に任じ、柿岡に高五千石を[illegible]、[illegible]（内匠頭）元和五年、正成命ぜられて松平忠昌（高田城主）の[illegible]、忠昌[illegible]に[illegible]時、正成柿岡に[illegible]、寛[illegible]、寛永四年、[illegible]萬石に封せられて卒す、政事[illegible]中に補し、九年小田原八萬五千石に封ぜらる、（常志補）のち瀧川長門守利貞（下総守雄利の孫）柿岡三千石を賜り、江戸旗本衆に列し、子孫數世相續す、其宗の菩提所は、片野[illegible]、淨土寺是なり。

常志[illegible]、小田高野氏は、筑波郡高野村より起る、八田知家の八子時家、十郎と稱す、高野氏の祖たり、後柿岡に居る、〔系圖〕圖書助、伊賀守に轉し、〔東鑑〕正元元年、鎌倉引付衆となり、文永元年評定衆たり、〔系圖〕平生和歌を善くし、族宇都宮蓮生等、[illegible]撰[illegible]る、[illegible]古今、[illegible]六[illegible]引付[illegible]人、[illegible]守、常陸介となり、引付頭人を[illegible]、〔系圖〕七[illegible]年、[illegible]所番次〕子時綱、駿河守に任じ、常陸守護代となり、伊佐郡平塚、及び陸奥地を食む、正平廿三年、家人陸奥にある者、吉良治家に應し、[illegible]遂に悉く其地を失ふ[illegible]島文書）

如来寺（ニヨライ）

常志云、柿岡如来寺は、一向宗東派にて、二十四輩の第四なり、開祖は乗然房と云ふ、本は信太郡霞浦なる浮島に在り、親鸞浮島に於て其跡を創め、如来寺と號す、斷後[illegible]せしを、この地に再興すと[illegible]、）二十四輩[illegible]拜圖會云、如来寺は南庄乗然房の遺跡なり、乗然、俗姓は藤原親綱とて、舎兄、鹿島の神官、片岡尾張權守信親、明神の託宣ありしより、深く聖人に歸依し、念佛の行者となりしなり。○稲田門侶交名に、眞浄房乗然と云ひ、其門弟は田中の心信、大谷の[illegible]、[illegible]、いなかの念信、すきのべの得圓等あり。

高友（タカトモ）

今柿岡町の管内にて、市街の北東、戀瀬川の左岸の部落なり、[illegible]古宿に見えて、田子共に並びり。郡[illegible]に、田子共を以て、和名抄、田[illegible]郷に擬したれど、其地は林村の北に接し、此間二郷を並置すべからず、故に今其説に從はず。

(田子共)

郡郷考云、總社治承文書に、田子共郷、弘安勘文、嘉元田文並に北郡柿岡三十丁九段、田子共四十四丁五段、接、田子共は、柿岡に十數倍せる地にして、其本郷たるを知[illegible]田子共、[illegible]きて六ヶ所と數へたるにて、此頃は已に柿岡に入りしと見ゆ[illegible]、八田[illegible]、小田[illegible]岡遂に本郷となりしなり、近代稲葉氏、瀧川氏等の治所な[illegible]置[illegible]、東西十二間、南北十三間、[illegible]、東方に十間を[illegible]り、前方後圓南面す、東西二十間、南北十八間、高前一丈八尺後二丈、中間凹き處一丈五尺あり、之を二子塚と呼ぶ、近時之を發掘せしに、周邊深一尺三四寸の土中に、二尺三尺づゝを隔て、土器（所謂埴輪なり）を布列せり、故に僅に一部の地を[illegible]、四十枚の多き[illegible]ぬ、漸穿て奥に進み石槨を得たり、縦三間二尺、横四尺、高六尺、南面に門を設け、[illegible]、門外に[illegible]、其[illegible]中より[illegible]寸五分の圓[illegible]一枚、大小[illegible]の如きもの五個を得たり、其他又五所の陪冢あり。〔新志〕

上曾（ウハソ）

今葦穂村と改め、近接の小屋、小山田（コヤマダ）、鯨岡（ムクナヲカ）、俗内等を合せたり。柿岡の西北一里、羅山（標高五百三十米突）の下なるが、羅山の北は即足尾の峰なり。古人のいへる葦穂山とは、弓袋山、羅山より佛頂山に至る連山の[illegible]なる山は、[illegible]部足尾山の條に注せり

（葦山）

壁袋云、常陸國昆、昔兄と妹と、同日に田をつくりて、今日遅くうゑたらんものは、伊福部神のわざはひを被るべしと云けるほどに、妹が田をおそくうゑたりけり、其時いかづち妹をけころしつ、兄大になげきうらみ、かたきをうたんとするに、其の神の所在を知らず、一の雌雉とび來りて肩の上に居たり、へそをとりて雉尾にかけたるに、きじとびて伊福部岳にあがりぬ、又其へそをつなぎてゆくに、いかづちのふせる石屋にいたりて、たちを抜きて神雷をきらんとするに、神雷おそれをのゝきて、たすからん事をこふ、ねがはくはきみが命にしたがひて、百歳のゝちにいたるまで、きみが子孫のすゑに、雷震のおそれなからんと、兄をゆるしてころさず、また雉の恩をよろこびて、世々に徳をわすれじ、若し背犯あらば、病にまつはれて、生涯不幸なるへしとちかへり、其故に其所の百姓は、今の世まで、雉をくはずとかや、此事をかける所に、[illegible]

（伊福部岳）

(俗云倍雷、斷其雉尾ニ云ヘリ) 按、ここに伊福部岳とあるは、今其地を知らず、[illegible]近ければ、若し此に係るにや、惟ふに、伊福部は尾治氏族の一部名にて、[illegible]伊吹山より、古名す へし、又上曽の地名も、[illegible]相近き所あれど、是は[illegible]、[illegible]の說を[illegible]、後の考を俟つのみ。

（伊白）

眞壁郡云、上曽、[illegible]云へり、伊白とは、[illegible]、是足尾權現とは式内夷針神なるべし（新治志云、當國[illegible]伊白鄕あり、民家にも呼び、後に[illegible]、小田氏の二男、六郎有[illegible]、[illegible]左衛門尉となる、世々相續て、佐竹家に仕へたり、（尊卑分脈）文保三年總社文書に、上曽[illegible]あり、永享軍記に、手賀坂合戦、上曽長門守、同[illegible]あり、片野の條を合考すべし。

葦穗神社（アシホ） 上曽の西北崖、足尾山に在りて、俗に[illegible]といへり、古風土記に、葦穗山の賊に、石屋ありと云ふに據れば、夙く靈異を讃せられし地なり、されど、此神を式内夷針社に擬するは、從ひ難し（足尾青別當、大岩寺、眞言宗、[illegible]印地三十石高）

新志云、式内夷針神、若今足尾村[illegible]也、[illegible]、茨城二郡の堺にて、[illegible]西にあり、其名[illegible]に聞こえ、[illegible]する者少なからず、思ふに、中世[illegible]ひるに、其名を[illegible]と見えたり、上曽[illegible]大岩寺、別當と[illegible]、風土記[illegible]治郡[illegible]自郡東[illegible]十里、[illegible]道路、[illegible]山、古老曰、古有山賊、名曰油置賣、今[illegible]中在石屋と云々、夷針は、この油置賣命を祭れるにてあるべし、夷針と油置賣と音相似たり、[illegible]

小見鄕 和名抄、茨城郡小見鄕、今新治郡、[illegible]村、[illegible]是なり、[illegible]北部にあたる。

[illegible]云、小見は[illegible]、弘安[illegible]文に、茨城北郡瓦屋、大増尾、小見、片岡、宇治會、[illegible]、古[illegible]小見[illegible]

今小見、中山、大田、[illegible]

大增 [illegible]と改む、[illegible]の北一里に[illegible]、[illegible]北[illegible]、中部の小場、[illegible]部に在る

（吉[illegible]山）

大增[illegible]、[illegible]山あり、[illegible]に[illegible]、又[illegible]、[illegible]山の山路は、[illegible]岡、[illegible]田、[illegible]にて、[illegible]山の[illegible]て、世に傳ふるは、此山麓に屬す。（[illegible]山は、古書男体に作り、西茨城郡[illegible]の[illegible]なり、[illegible]の條に詳にす）板敷山の化緣は、親鸞[illegible]傳の中に見えたり。

聖人常陸の國にして、專修念佛の義を弘め給に、凡疑謗の輩は少く、信順の族は多し、而るに一人の山臥あり、動もすれば佛法に怨をなし、結句害心をさしはさんで、聖人を時々伺ひ奉る、聖人板敷山と云深山を、常に往反し給けるに、彼山にして度々相待つと雖、其節を遂げず、つらつら綺の參差を案するに、頗奇特の思あり、仍聖人に謁せんと思ふ心附て、禪室に行て尋申に、上人左右なく出會給けり、即尊顏に向奉るに、害心忽に消滅して、剰、後悔の涙禁じ難し、稍暫ありて、有の儘に日來の宿鬱を述すと雖、聖人又驚ける色なし、立所に弓箭をきり、刀杖を捨、頭巾を取、柿の衣を改めて、佛教に歸しつゝ、終に素懷を遂げき、不思議な[illegible]、[illegible]明法房是也、上人之をつけたまひき。

（板敷山）

[illegible]廿四輩[illegible]云、大子堂は、親鸞聖人の故跡にて、大增村の東北、板敷山の麓なる路傍に在り、聖人當國稻田にませし頃、[illegible]中より稻田へ通ふに、若國山の東は往還の要路なり、此頃當國那珂郡塔野尾に、役の優婆塞が遺弟、播磨公辨圓といふ修驗者あり、國中山伏の司として、[illegible]十二坊を[illegible]せり、[illegible]（時に承久三年の頃とかや）聖人を嫉きことに思ひ、板敷山を[illegible]、[illegible]多か[illegible]、[illegible]刀[illegible]携へ、伺ひたるも果さず、[illegible]、明法房證信と云ひ、其[illegible]に一宇を建立し、上宮寺と號し、[illegible]に[illegible]せりと云へり

大塚（オホツカ） 今[illegible]にて、小見の南、大增の南なり。其西は[illegible]加波山にして、加波權現の別當[illegible]は、大[illegible]に在り、加波山の條に詳にす。

太田（オホタ） 今高倉村の大字にて、大野の東、宇賀山の西麓とす、月光山（クワツコウ）寺、新編志云、太田村悲光院は、眞言宗なり、久慈郡佐竹寺と号す、古内清音寺文書に、眞壁高岡村より、上杉憲忠の臣長尾氏へ贈る書、及憲基の返札あり、贈書には「常陸國北郡内、大田郷新善光寺」返札には「當寺井供僧職之事、承候、何様可存其旨候、應永廿四年八月弐部阿闍梨御房、憲基判」とあり、朱印地十石、鹿島神を鎮守とし、常山と号す。
弘安勘文、北郡大増尾六町六反、太田七町一反三百歩、大増尾は後の大増に外ならず。

瓦谷（カハラヤ） 今宇治會（ウヂヱ）、野田、佐久等と相合せ、瓦會（カハラヱ）村と改む。大増の東南にして、柿岡の東北一里、難題山の南に連なれる、愛宕山の西麓とす

（宇治會）瓦谷の常照寺は、眞言宗の一名刹にて、末寺門徒八十餘あり、新編志「北郡瓦谷、宇治會、沼田は、共に弘安勘文に見え、沼田即野口なり」

（沼田）建武所殿江渡中貞、切手郷事、
右常陸國北郡内、上曾郷、吉生郷、柿岡郷、沼田郷、高倉郷、[?]俣郷、彼六個郷村、田數[?][?]可壹段分者、相違切手郡候間、任代代大使方請狀旨、入野殿御口入候間、此在所、任先例、可有御所務候、仍爲後日、證狀如件、
永享六年八月十日　　大使文世

山前郷（ヤマサキ） 和名抄、茨城郡山前郷。○今新治郡園部村是なり、瓦谷の東南にて、全く柿岡盆（ボン）地の以外に屬す。一條の野水此に發して、東南す、園部川と云ひ、曲折五里にして玉里（タマリ）に至り、霞浦へ入る、一名沼川。

（園部）郡郷考云、山崎村は、名の如く山の前に家居したり、中世岩間郷宍戸氏の族、山尾と云ふ此地に居りしによりて、山尾の家號をたつ。○武州文書、高麗清義、嘉慶二年軍忠狀云、右於去年（至徳四）七月廿七日、馳參常州市川御陣、八月十日、小田御陣、同十七日志筑御陣、同十九日山崎御陣、同廿日岩間御陣、同廿八日朝日山御陣、云云。

眞家（マイヘ） 今山崎、芝間、大井、宮ヶ崎等と相合し、南部の村名を立つ。北西に愛宕（アタゴ）山あり、西茨城郡岩間村へも渉り、標高四百米突、古生紀の岩層より成る。[?]内田、志筑山鬼越山等と共に、同性質に屬す。成井は、眞家の東に隣り、岩間村（今西茨城郡）と竹原村（今東茨城郡）の間に突出し、分堺錯雜の狀あり。

（愛宕山）宍戸朝里の三子家里、眞家彦四郎と稱し、永德三年五月、足利滿兼之に眞壁郡源法寺郷を賜ふ、其子刑部、應永二十七年、佐々木鞍智入道性高の為に、源法寺郷を收めらる、時雜議合に訴へて曰、亡父家里、小山の戰功を以て、源法寺郷を賜りしより、今に殆四十年、罪なく收めらるべきにあらず、請ふ還附を望む、と、「眞家氏文書系圖」其後の事詳ならず。

成井（ナルヰ） 今園部村の大字にて、東成井と呼ぶ、鹿島郡安福寺、正和五年丙辰の鐘銘に、大工宍戸鳴井善性と云ふ、「新志」鳴井は即此地ならん。

山崎原（ヤマサキ） 山崎以南、石岡に至る二里は、荒蕪の曠野にして、東西約一里、其間に多少の田宅なきに非ざるも、畢竟不毛を免れず。原の西は即林村なり、東には園部川流る。

茨城郷（イバラキ） 和名抄、茨城郡茨城郷。今新治郡石岡町、及び高濱村にあたる、山前、拝師二郷の東南、城上郷の東北なり。南に戀瀬川流れ、北に園部川流れ、東界は田余郷とす。

郡郷考云、和名抄に、茨城郷は茨城、那珂二郡に並び在りて風土記、茨城郡名の起因を說ける條に注して「所謂茨城郡、今那珂郡之西、古者郡家所置、即茨城郡内」といふ、是は古の茨城郷は、今那珂郡に入りて、其西に在りと云ふなり、後國府を置かれし地なる、茨城郷ともいふは、那珂郡に入りたる郷名を移せるのみ、今も府中に[illegible]といふ地名[?]りて、故宮址といへり、[illegible]、吉田今世云、今[illegible]、茨城郷是也」の又云、茨城郷は、今新治郡[illegible]と云ふ地あり、故府の地なりと傳ふ、是風土記の時、已に那珂郡に入たる當時の郷名を移して、此地の[?]とせし遺構にて、[?]國の中央、四通八達の境なる故に、國府を置きしより、今に府中と呼べり、和名鈔、國府在茨城郡とは此地なり、東[?]建保[?]年に「常陸國府中」[?]、税所延元文書「府中在[?]」[?]永享[?]、府中寶[?]寺　などあれば、府中の稱も年久し、税所延寶元年文書に「古國府内裏」長昌」と云へれば其頃府跡は昌となりしなり、總社正安二年文書に「留守所御舘跡、南半分、并に松名公田」とあれば留守所も又昌となりし也、

（婆頁役）弘安勘文、在廳名田の内、稲久、加茨城とあるは、茨城（バラキ）も一時の小地名となりたるなり　○郡鄕考に、當國の延喜式驛路の次第を[?]し、茨城の驛名なきを異み、
當國茨城郡茨城郷、國府ありて、榛谷より今道九里、平田の路なれば、式に載ざる一驛は國府なり、國府より曾禰までは今五里にて、恰好の路なり、されば延喜式、[?]漏不載郡不載、上野群馬郡群馬の類は、當國府の地なるを、驛馬の條に出せるを見れば、獨茨城のみ茨城の名を載せざるの理なし、
と云はれしは、通せざる所あり。抑延喜式の驛名は、國府を擧げざるを例とす、上總の[?]、上野の群馬、共に國府の次驛なれば、同一地には非ず、常陸にも府南の曾禰、府北の安侯、二驛を擧げて、茨城驛なきは、是を挾むこゝに非ず。中山氏、宮本氏は、曾禰を府東行方郡に求めし故に、かゝる誤解に陷れるのみ。曾禰は府南にて信太郡とす、今[?]部内なる、高津、小倍の條に合考すべし。

（村上神社）

龍神山（リユウジン）　又村上山（ムラカミ）、雌龍山と云ふ、今石岡町の西北一里半、大字村上の丘にして、山崎原の西南にあたる。標高二百米突計の峰巒なれど、大岩巨石磊々として其半腹に斷おり續り、頗神異の觀を呈す。言ふ所の村上とは、蓋湯津石村（ユツイハムラ）の轉の義なり、之を龍神と云ふは、中世以後佛氏の命名のみ。

古事記に、伊邪那美命の、十握劍を拔かせ、迦具土神の頸を斬りたまふに、其刀の鋒に著ける血、湯津石村にたばしり就きて、成りませる神は、石拆神、次に根拆神、次に石筒之男神（イハツツノヲ）云々、日本紀には大略同くして、湯津石村を五百箇磐石に作り、釋紀には、天書を引て、湯津石村と云ふを「化爲磐石」と注す、又次に湯津石村にたばしり就きて成りませる神に、闇龗（クラオカミ）ありて、釋紀は豐後風土記、及び說文、玉篇を援き、龍蛇神の義と定めたり。されば、石村を村上とも號け、龍神とも唱へしは、其由來明かなりと謂ふべし。(石村を古訓イハレともよみたるは、萬葉に其證ありて、石の集群をいふこと猶石等（イハラ）といはんごとき歟）小川氏の言に、村上龍神は、蒜内明神などを祟めたる如しといへり、茨城郡晡時（フシ）臥山を合せ考ふべし。

常陸國誌云、今新治郡茨城村、西北二里許、有村上村、其山上有村上龍神社、里俗相傳、上古晡時臥小蛇祠也、所謂茨城郡存片岡村、赤塚道、困坂、晡時臥山、蓋謂此地也。（常陸風土記所引）

郡鄉考云、今龍神山に祠あり、其山染谷、村上二村の上に跨れるを以て、世に村上龍神山とも云ふ、山上に二大石ありて、龍門、君門と名づく、其下洞穴深さ測るべからず、龍神山の名ある由なるべし、三代實錄、仁和元年九月、授從五位下常陸國村上神、從五位上。（赤水の常陸考に、龍神を佐志能神と謂ふ）

染谷（ソメヤ）　今石岡町の管内なれど、西方一里を隔て、村上の南なれど、戀瀬川を隔てて、志筑と相望む。染谷の西に、染田、高倉（タカクラ）の二部落ありて、今志筑村の管内とす。染田山には、波石岩と呼ばるる大石あり、又鬼越山は、高倉の北側にて、染村の與小屋山に連接す。其安間と、高倉十二間、村上二町。

（高倉）

鬼越山（オニコエ）　新志云、此山染谷村と與小屋村の間にあり、山高からずと雖、頗險岨の地なり、府中稅所文書、延元々年一揆狀に、鬼越に在家一宇とあり、其名の久しきを見るべし、この山岩洞多し、往古鬼類の栖たる所とぞ、但この地古の茨城郡の内にして、茨城郡に屬せり、鬼越茨城童子の說、これより起れるならん、茨城の名義につきて、風土記に已に佐伯（サヘキ）の賊の栖窟に由れりと云へば、彼茨城童子の說は、佐伯の舊辭を訛りたるに過ぎざるべし。

石岡（イシヲカ）　今石岡町、人口一萬三千、戀瀬川を南に帶び、岡阜の上に在る、東京水戶の中にして、土浦十里、又東南一里半にして、高濱に至り、霞浦の湖上航運するを得。舊名府中と云ひ、當國の國府の城なるが、明治二年之を改む。當處は稍土浦に遜色あるも、地形の便宜は、實に新治（舊茨城）の中心郡治たるに適すと。

關城繹史「延元二年三月、小田治久、與佐竹義篤、戰于國府原、小栗高重援義篤」（飯野文書）三年七月、平高幹戰降、小田、志筑諸軍、攻高幹府中石岡城、眞壁、石岡今石岡町、古城是也（烟田文書）とある如く、石岡は大掾氏の府中の城の名なり。又近世の舊稱に、府中平村とも呼びしが、平村と云ふも久しき名なるべし。

常陸府中石岡城警固、宅稍、百姓等可令抽軍忠之状、依仰執達如件、

暦應二年十一月十三日　　參河守（花押）

烟田時幹殿

（平）

府中城址（フチユウ）　今石岡市街の西に存す、東西九町、南北四町、壘濠の遺形歷々たり。平城なれど、西南は水田低くして、其界線は斷崖を爲せり。一名石岡城、初め大掾氏、在廳を以て府務を世襲し、建保以來に、府中を以て其居館と爲し、子孫相承き、遂に其一家の城邑と爲り、府制自壞す。

府中は、元茨城郡、今新治郡府中村、市川村の內なり、其地國の中央に在りて、古は茨城郡に屬して、一國政令の出づる所たり、倭名抄に、國府在茨城郡と云ふ者是なり、中世以降、桓武平氏、世世本國の大掾となりて此に住す、東鑑、建保二年、常陸國府中とみえ、稅所氏延元中文書に、府中石岡城とあり、後天正十八年に至りて、大掾氏遂に佐竹氏の爲に滅せらる、佐竹氏の後、六鄕、皆川の諸城主を經て、近世水戶殿の支族松平氏の居所となる。「新志稿」府中は、又通して府內とも府とも云へり、舊簡に散見す。

新志云、大掾氏は平維幹に出で、初め筑波郡多氣館に居る、建保三年、大掾資幹（馬場石川次郎と稱し、多氣太郎義幹の嫡を奪ふ）在廳に爲るや、居館を府中に移へ、在廳の間は此地に在て府務を行ふ（參取石川文書、稅所文書、鹿島之書等）石岡城是なり、（稅所文書）是時に當て當國の門葉分れて七黨となる、一は國府大掾と云、これ資幹の近親南北二郡の黨を云ひ、二に行方、これ行方郡の支流にて、行方忠幹の後、之に眞壁、これ眞壁長幹の流なり、四に小栗これ小栗重家の後なり、五に吉田これ吉田盛幹の子孫なり、其中吉田、石川、馬場を以て吉田三頭と稱す、六に東條、これ東條忠幹の流なり、七は鹿島成幹の後なり、すべて平氏七郡地頭と稱す、この諸流より、大掾を指し、大惣領と云ひ、凡七黨出軍の時、各一隊となる、又年々相替を鹿島の大使役を勤む、然れども支流輩は大掾の官に任せざるを以て、祭使勅使の間は、一に大掾に准擬し、假に大掾と稱す。（小高大塔陳狀、鹿島大使役記、稅所文書）天正中に至る迄退轉なし、一大

宮田文書、鹿島[?]藤書、延元二年七月、小田、[illegible]の官軍來り、大掾高幹を攻む、時に高幹石岡城にあり、税所虎鬼丸以下の一門家人をして是れを防がしむ、市川、舟橋の邊に於て終日相戰ふ、小田等終に兵を引て皈る、尋て國中の官軍、源親房を迎へて、これを小田城に入れ、專ら[?]陣を構ふ、高幹石岡城にありてこれと抗す、高幹の子、詮國の時、宮中壊成る、〔吉田文書、常羽本大掾系圖〕應永年中、大掾滿幹は、上杉禪秀に與黨したるを以て、一旦[illegible]の後、鎌倉の沙汰として、水戸馬場の所領を、江戸通房に給せられ、滿幹水戸を離れ、府中につぼむ、永享二年滿幹自殺し、其子賴幹、其子清幹の世より、大掾氏いよいよ衰へ、纔に府中の領主たり、清幹の玄孫を貞國といふ、佐竹氏に歸伏す、其子清幹といふ。

新志補云、應永中、滿幹敗死して、大掾氏嗣絶つ、佐竹義憲、其子義俊をして、來て府中に居らしむ、[illegible]相續けて官事を修ること數年、賴幹嗣となるに及んで、義俊太田に歸る〔佐竹系圖、大[?]宮文書、烟田文書、大掾系圖〕賴幹は大掾の族人を以て入て嗣ぐなり。

天正十八年、豐臣秀吉小田原を征す、佐竹義宣往て謁す、府中清幹造らず〔小幡文書〕、北條氏政と約し秀吉を拒ぐ、〔系圖〕已にして小田原の[illegible]、[illegible]に義宣に託して、降を秀吉に納る、八月、義宣、江戸重通と隙あり、[illegible]十二月兵を率て水戸城を陷れ、其屬城に及ぶ、遂に進みて府中を攻む、圍城數日、城中力竭く、清幹自殺して城陷る、〔系圖〕佐竹氏其族臣南義衛をして城を守らしむ、慶長七年、佐竹氏出羽に遷され南氏從て去る、〔舊志〕德川氏六郷政乘を封じて城主とし、一萬石、元和九年皆川廣照を此に封ず、其後[illegible]、正保三年封除かる、松平信[?]これに移る。元祿十三年、松平賴[?]を更に封ず、賴[?]は水戸中納言賴房の第五子、播磨守と稱し、爾後子孫二萬石を世襲して維新に至る。

國府址　今の石岡町の地なるが、府址は鄭中世の石岡城址にや、又國分寺の東北部にや、詳ならず。

和名抄、常陸國府、在茨城郡、行程上三十日、下十五日、延喜式、常陸、大[?]國、管十一郡、[illegible]所、常陸[illegible]、去京一千五百七十[?]里。

新志補云、國分寺の東北方に田園あり、[illegible]の遺址ならむ、鹿島社[?]元年文書に、古國府、西[?]本[?]と記し、又總社[?]安三年文書に、留守所、[illegible]、南[?]分、井久松名、久田別所、久松定田五町」云々と記す、是に由て之を見れば、國府、留守所、當時皆已に廢して、[illegible]なるを知るべし、天慶の亂、平將門の爲に燒亡と百餘家と云へば、往時の戶口も想ふべし。

東[?]云、治承四年十一月、武衞賴朝[illegible]常陸國府、志太三郎先生義廣、十郎藏人行家等、當國府諸中、被收公佐竹秀義領所、常陸國奥七郡、并太田、糟田、酒出等所々、被宛行軍士之勳功賞、

新志補云、前代の興廢沿革の蹟を推すに、中世以來、國司遙任を[?]じ、京師に在て國政を攝するに及びて、目代并に在廳のものを呼びて、留守所と云ふ、國司に代て留守するの意なり、[?]門記に「武藏、相摸國、[illegible]、皆[illegible]、可[?]公務由、仰留守之國衙、[illegible]奏太政官」云々、早く此頃より留守所の名も始まれるにや、されば、留守代は、國司本國に赴任せざる故に、代りて政を行ふ所の名なり、鹿島大禰宜文書、安貞二年鎌倉殿下文に「仁安二年、同三年、請留守所裁之解狀者」と見えたり、

總社文書、仁[?][?]年四月留守所下文に「有[illegible]中子細、[illegible]總之地、爭可及非器之知行哉、就中□□府中田畠等、國衙一圓進止之候、關東度々御成敗之□留守所裁許、可何有[illegible]」云々、

總社文書、[?]安三年のものに「留守所[illegible]」と云ひ、國[illegible]之[illegible]、其中[illegible]、留守所[illegible]の國衙、[illegible]ること[illegible]、[illegible]税所、大帳所、朝集所、健兒所、國掌所と云ものありしこと、[illegible]に見えたり、[illegible]下に「[illegible]、[illegible]人等、[illegible]人等、[illegible]、[illegible]人等、健兒所、國掌所等也、[illegible]、政所先都[illegible]、列立所、健兒所、國掌所等也、其[illegible]、[illegible]、長官命云與之、是古説也、今不有此事」云々とあるにて知るべし、この留守所には、目代以下の官數多居る故に、在[illegible]も又在[illegible]とも云ひ、それより發する所の識[illegible]を[illegible]とも云ひ、また留守[illegible]とも云ひしなり[illegible]、[illegible]其職を[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]柄大掾氏に[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]官八人、中臺五人、書生十人、一分五人、御子八人、國掌仕、〔具姓名なし〕國雜色二人、國舍人四人、[illegible]供僧五人、[illegible]人、[illegible]、[illegible]り盛時と比して、其樣のかはりたるを見るべし、是等は當時の在[illegible]、[illegible]、在[illegible]名田百五十四町四反[illegible]百歩を[illegible]。

當[illegible]、[illegible]之[illegible]、[illegible]、[illegible]

安貞元年十二月廿六日　　武藏守（御判）

相摸守（御判）

常陸前司殿（吾妻鏡、資幹は馬場と稱す、按ずるに、知重は守護職八田小田氏なり）

東寺文書の中に、

一常陸國、東寺修造料[illegible]也、可令[illegible]者、院宣如此、仍執達件、

曆應四年十二月八日　　右衞門督（判）

東寺長老上人方丈

一常州事、院宣遣之候、恐々謹言、

十二月十四日　　實明

東寺方丈

追申、常陸國東寺事、不可有相違之旨、[illegible]也、

などいへるは、常陸[illegible]と想定せらる、[illegible]新志云、[illegible]て、[illegible]の守を許さず、[illegible]住して税所の職となる、仁平中の人なり、二子あり、長は政[illegible]、[illegible]成道[illegible]と稱す、[illegible]山本十郎兵衞大夫[illegible]より平氏となる、[illegible]の平[illegible]に住するを以て[illegible]の職を補せらる、健兒所をば俗に小西生、或は近衞所にも作るは皆訛なり、國守氏[illegible]世[illegible]所の職に[illegible]して、[illegible]なり（類聚符宣抄に國學補任の官符あり）

（闕平）

[illegible]　留守所

常陸國府中、元久名、田地等、健兒所[illegible]事、右[illegible]依有可[illegible]之旨[illegible]之候、[illegible]且[illegible]、[illegible]名[illegible]、[illegible]、

元徳[illegible]年[illegible]月[illegible]日[illegible]

（税所は、通して齋所にもつくる、長明發心集に「尾[illegible]國中[illegible]に、[illegible]者ありけり」云々、

[illegible]は調所氏ありて、建治二年文書に「調所、藤原」とあり、[illegible]

と、各遺業を分領し、税所新左衞門尉と稱す、（税所文書）子[illegible]、[illegible]、[illegible]の[illegible]、[illegible]、小田義貞に從[illegible]小田[illegible]、[illegible]、子幹治、小名虎鬼丸、[illegible]、[illegible]年八月、大掾淨永に從て、小田、[illegible]、四年十一月、府中石岡城を守る、[illegible]、[illegible]治あり刑部少輔と稱す、蓋[illegible]、當時[illegible]、大掾其職田を罷[illegible]、府務に供すること能はず、公事廢格して行はれず、（鹿島文書）[illegible]、[illegible]、[illegible]少[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、

總社　（闕[illegible]）

今在[illegible]、[illegible]此に移したりともいふ。

[illegible]

□□□一宇板葺

□殿一宇五間萱葺

[illegible]

舞殿一宇參間

職學人屋一宇參間

[illegible]一宇參間

[illegible]一宇[illegible]間

[illegible]社

[illegible]社

吉[illegible]社

佐都社

[illegible]社

[illegible]田社

[illegible]村竹[illegible]社

馬場屋一宇三間　大國玉社
鳥居三基　一鳥居片野鄕　二鳥居田子共鄕　三
鳥居當社
玉垣六間　大橋鄕
治承三年五月　日　散位百濟
日代散位中臣朝臣

郡鄕考云、總社は今府中古城の後にあり、故趾は古國分尼寺ありし尼寺ヶ原と云ふあたりなり、大掾詮國、其城を築ける後、鎭守の內に移し祭りしか、此社其何々如何ありけん、中世よりは、鹿島の攝社にて、垂永二年、鹿島神領田牧注文に、總社七拾六町六反大と載たり、且此社人清原壽治、寶德二年七月、鹿島大宮司中臣則實より、權禰宜職に補せられし任符、及び文和三年鹿島御船祭用途日錄等をも、社中に藏せり。

國分寺（コクブン） 今石岡町の北、府中字に在り、古の僧寺（金光明寺）の遺址にして、廢礎の猶辨識せらるるあり。尼寺（法華寺）は全く廢亡し、其址を僧寺の西北三町の野中に尋ぬべしといへり。郡鄕考云、國分寺は今府中平村の北に在りて、其地を猶國分と呼ぶ、天正十八年、佐竹の兵、大掾清幹を攻亡せし時の放火に、寺も灰燼せるを、後に再興すといへり、尼寺は之より先きに全く廢しけん、市より西に尼寺ヶ原とて、今に大礎石の散在するは、其遺跡なり。〕野史云 天正十三年、多賀谷重經、攻府中、陣于高濱鄕、接戰數日、其主方修理喫備、自率全洞夜縱火箭、延燒城舍、修理及尼上治部、逃還藥師堂、全洞進縱火、燕焚堂塔門廡、修理又遁走。〔畧〕
新志云、藥恒所獲木画法華義記曰、仁和四年、常陸國書生、飛鳥貞成、其宅巨富、財貨豐贍、兼篤信崇敬佛法、請百人能書於金光明寺、寫百部法華經、翼十度、書手部了、仍其請匠、施八丈端之布、具百味之食、云云、此事又見元亨釋書、着城本書所記也、按貞成受馬身事、不經齋濱、國不足舍。（この飛鳥貞成は、即在■百濟氏の祖先なり）

（尼寺原）

古蹟雜志云、常陸舊府中に國分寺あり、廢昔の餘と雖、一舊址也、本堂の床下より、後方へつゞきて、礎石の配列せるものあり、現今塵捨場となり居れば、礎石は土中に埋りあるもの多く、且床下に隱れて調査し難きものさへあり、これ蓋古の金堂の遺跡なり、礎石總數三十六個中、不明のもの一個、位置を變ぜるもの一個、除かれたるもの七個にして、二十七個は其儘存せり、各礎石の距離は、中心より中心までを測り、南北は殆九尺宛にして、東西は九尺の處と十尺の處とあり、然して中央のみ皆十四尺の距離を有せり、されば此金堂は桁行九十一尺、梁間四十五尺の一宇にして、高三尺の土壇の上に建てられたるを知るべきなり、此金堂跡の北、民屋を挾みて、凡十間の處に、礎石三個ありて、皆地上にあらはれたり、蓋古の講堂跡なり、敗瓦の地に布くものあれど多からず、僧寺跡の西北約三町ばかりを、尼寺（ニイタ）ヶ原と云ふ、此邊一帶の畠地にして、講堂跡と認むべきは北にあり、土壇崩れず、礎石除去せられずして、其趾判然せり、即三十六個中、二十六個の礎石殘存せり、石厚さ二尺、巾四尺乃至五尺、相互の距離、中心より中心まで、南北各九尺、東西各九尺にして、中央のみ各六尺なり、されば桁行六十三尺、梁間三十六尺の堂宇、三尺の土壇の上に建てられしを知る、瓦の破片及び塼の破片多し、講堂跡を距る凡十一間南に、又土壇の存するあり、之を金堂跡と認む、礎石十三個を存するのみ、金堂趾の南凡十間を隔てゝ、中門跡と認むべき礎石あり、十八個の礎石中、十一個を存しあるも、土壇は皆取去られて、礎石の間も皆墾開せられて畠となれり、前面礎石六個なれば、五間三戶の門、桁行三十尺、梁間十二尺なりと想定せらる。
延喜主稅式、常陸國分寺料、六萬束とあれど、續紀、天平十六年「詔、諸國割主稅四萬束、以入僧尼二寺、各二萬束、每年出擧、以其息利、永支造寺用」とあるに比して、二萬束を多くす。國府民所藏、寶龜二年留守所下文に「正月八日、吉祥悔過、讀師御布施、伍拾百二十四束事、三寶布施三百束、講讀師、年講讀師布施、伍拾陸伯二十四束、右依太政官天平神護二年五月十七日、延曆四年三月廿日兩度符旨、奉上件、如件」とあるは、此頃までも、寶に本文の布施ありしか。
新志補、國分寺廢跡、明治の初めまで、方三町許の地に、大堂、廻廊、鐘樓、食堂等の址、歴々存在せしが、年を逐ひ開墾し、皆田圃となる、而も圃中往々古瓦を掘出すことあり、二十輪の菊紋あり、堅硬石の如し。

平福寺（ヘイフク） 今石岡町に在り、官中に撥氏の菩提寺にして、其墓寺中に存す。新志云、平福寺は、平大掾氏の香華田なり、江戶氏の菩提寺、東氏の東福院の如し、其歴代皆五輪塔にして、誰某の分別あることなし、單に大掾十二代墓と稱す、中央にあるもの尤大なり、これ平福寺の開基と見えたり、左右にあるもいはこれによりくだれり、大掾滿幹府中に來住してより、子孫代々此に住したれば、滿幹以下必この地に葬りしと見えたり、（但滿幹は鎌倉にて生害なれば、こゝにはなきか、考ふ可し）大掾傳記の書つぎによるに、詮國、滿幹、慶松（慶松は幼名なり、これは父滿幹と共に鎌倉にて自害と見ゆ）賴幹（これは滿幹二子と見ゆ）清幹、高幹、常幹、慶幹、貞國、清幹これにては九代なり、其外は若人の墓か、或は其より前にも、府中にて死たる人は、こゝに葬りしもはかるべからず。

戀瀨川（コヒセ） 又志筑（シヅク）川と云ひ、上流には高友（タカトモ）川とも云ふ。古風土記に、信筑之川と云ふも、是に外ならず。筑波嶺の東なる、柿岡（カキオカ）盆地の諸水、流りて之を成す。其遠源は、大増山に在り、南に下り、高友、高岡を過ぎ、片野に至り、小幡川圃より來る者小幡川、を合せ、龜甑

山、雲筑山の間を東に流れて、沃地を出て去り、石岡の南を流れ、恋瀬川を容れ、高濱に達し、霞浦に入る、長凡七里。

風土記云、茨城郡、從郡西南、近有河、謂信筑（シツク）之川、源出自筑波之山、從西流東、經歴郡中、入高濱之海。〔此に郡といふは、郡家の謂にて、往時、國府郡家、共に茨城郷に在りしを知るに足る。又戀瀬とは、國府瀬の訛にて、此川を市川とも呼べるにて、推斷すべし。佐渡國の府邊に戀浦あり、伊賀國の府中に戀淡あり、相對比すべし。

水の上の泡ときえなば戀瀬川流れて物は思はざらまし〔新拾遺〕

筑波山名跡志云、筑波の東麓一里許に、戀瀬川といふ流あり、續後撰集に「戀瀬川つき名を流す水上も袖にたまぬくなみだなりけり」此川も、筑波山の雫より起り、末は船筏の通ふ流となる、山南の櫻川と同じく、霞ヶ浦へ流れ入る、或は高友川とも、小[illegible]川ともいへり、柿岡の邊より船筏の通ひあり。○郡郷考云、信筑川、深三尺、廣二三丈に過ぎず、高友よりの下流、纔に小舟の漕運を通ず、此地は萬葉のみならず、師付の田中〔新後拾遺、曾丹集〕しづくの森〔新後撰、現存六帖〕しづくの山〔夫木集〕などいひて、多く和歌によめり。○常陸舊地考云、茨城郡大谷村の川の上に、碁石澤と云ふあり、細なる石多し、このごいし澤は、こひせ川を訛りたるにはあらざるか、ごいしとこひせといと近し、さらば此大谷川古への戀瀬川なるべし。

高濱（タカハマ） 今高濱町と云ひ、人口三千餘、根木、中津川（ナカツカハ）、田中、大橋等をも合せたり。石岡の東南一里、霞浦の湖頭に臨り、戀瀬川此に注ぎ、湖中に歸す。湖上、玉造〔行方郡〕へ三里、牛堀へ八里、日夜汽舟あり。又歳貢之を經由するを以て、水陸の往來自在とす。此地は、國府の近郊にて、往時は殊に佳麗の名ありし由、風土記茨城郡家の條に所見あり、中津川とは又戀瀬の一名也。

風土記云、茨城郡西南、近有河間、謂信筑之川、源出自筑波之山、從西流東、經歴郡中、入高濱之海、中略 夫此地者、芳菲嘉辰、搖落凉候、命駕而向、乘舟以遊、春則浦花千彩、秋是岸葉百色、聞歌鶯於野頭、覽儛鶴於渚干、社郎漁孃逐濱洲以輻湊、商豎農夫棹艀艇而往來、況乎三夏熱朝、九陽煮夕、嘯友率僕、並坐濱曲、騁望海中、濤氣稍扇避暑者、袪鬱陶之煩、岡陰徐傾追涼者、軟歡然之意、詠歌曰、

多賀波麻にきよする浪の沖つ浪寄すともよらじ子等にしよらば、又曰、多賀波麻のしたかぜさやぐ妹を戀ひ妻といはばやしことめしつも。

大橋（オホハシ） 今高濱村の管内なれど、高濱の北一里、園部川の右邊に在り。小井戸と共に、古の田余郷の屬地なりけん、中世には[illegible]名にたてても呼べり。

一[illegible]大番役事　〔[illegible]文書〕

右番役、[illegible]、廿箇日也、[illegible]、[illegible]信之[illegible]、[illegible]可[illegible]之由、[illegible]行、[illegible]之[illegible]、[illegible]、任[illegible]分之二和[illegible]、勤[illegible]之由、[illegible]、仍[illegible]、難[illegible]、只和[illegible]之[illegible]、自今以後者、[illegible]分九箇日、[illegible]中在宗分定、[illegible]箇日、[illegible]大[illegible]分定、各可勤仕者也、京都大番役、可[illegible]之条、以前三箇條、子子孫孫、相互不可有違[illegible]、任[illegible]、[illegible]信一[illegible]中給之、可令[illegible]行者也、仍[illegible]之状、如件

[illegible]六年四月十三日　　左衛門尉[illegible]（花押）

小井戸（コヰド） 今高濱村の大字にて、大橋の東に並び、園部川の右邊とす。

文保[illegible]年[illegible]目錄に、大橋郷、[illegible]左衛門入道、また[illegible]、小井戸郷[illegible]見ゆ、宮本氏、大枝津と云ふなり、小井戸ならんと曰はれども、

彼目錄に、大枝郷とて、別に擧げたれば、相混すべからず。「大枝、三分二、地頭代、左衛門三郎」また「志筑郷、大枝郷、地頭、給戸相模前司」とあるに、玩索すべし。

關城繹史云、延元二年十月、源顯家別將顯國、入常陸、小田治久等往會焉、佐竹義春撤笠間圍來拒、顯國進屯常郡大枝、戰于小河郷大塚原、破之、〔[illegible]田文書〕大枝、今小井戸郷是。

大枝津（オホエダノツ）は、香取宮應安中の海夫注文にも見え、大塚（コヅカ）知行と注したり、今下玉里の中に、僅に其名を存す、小井戸（ド）にはあらず。鹿島文書に、貞應二年總官、大枝郷給主、大[illegible]宣政親とありて、地頭と給主の得分折半の邑なりしといふ。

常陸國大枝郷給主能親、與地頭野本四郎左衛門尉貞光、[illegible]和泉三郎左衛門尉頼助等、相論鹿島社不開御殿仁慈門造營事、當郷者、地頭給主折中之地也、任先規、兩方可勤仕之旨、木田見、大生、[illegible]井、田子共等之例、有[illegible]之由、能親所申、有其謂、受國奉行人、成敗難多、下地平均課役、可隨分限之條、相叶理致、然者、地頭給主、共可造進之旨、加催促、急速可被終其功之状、依仰執達如件、

正中二年六月六日　　　　散位花押

前長門守花押

左衛門尉花押

前加賀守花押

山河判官入道殿

小田常陸[illegible]左衛門尉殿

大瀬[illegible]郎左衛門尉殿

下總掃部丞殿

玉里（タマリ） 古の田余郷の中にて、上玉里、下玉里、高崎等の村落に分ちしが、近時、上玉里、高崎、栗又、田木谷を合せて田余村と改め、下玉里、川中子（クハナゴ）を合せ玉川村

と改む。富岡の東にて、南は當山に至り、東北の二面は、関部田村に續けり。

文保三年總社造營目錄に、田余郷、地頭常陸入道と見えたり。餘字を余に作ること、古俗なり。「關氏文書」天正十五年、江戸重通の狀に玉里に作り、その頃より玉里と書するとぞ。「郡鄕考」天正十六年、江戸氏は府中の兵と戰ひ、堤を立信、富田の地に築き、橋を小川に架し、進て田余の砦を攻む、火を放て民舍を焚き、「亂信筆記」す、其砦を拔く。「鹿島文書」

江戸兵部大輔重通、自信濃守通泰より、自川御館、關次郎殿とまて名したる狀に、自昨日内、案外再興依候處、大田被致佗言候條、義重父子、何ニ致取詰、出陣、昨廿日切所を破候、昨近所迄玉里地營陣、郷村無残所放火云々、是は天正十六年三月の事にして、江戸重通の家臣の本書なり。

桑原居（クハハラヰ）

風土記、茨城郡東十里、桑原居、昔倭武天皇停留落上、進奉御膳時、令水部新掘淸井、出水淨香、飮喫尤好、勅曰、能淳水哉（俗曰與久多麻禮留彌津可奈）、由是里名謂田餘。「郡鄕考」云、鹿島文暦二年御佃川注目錄、竹原郷十三名、桑山郷十三名、大枝郷十三名と次第せし桑山は、桑原の名殘ならん、故は、竹原は玉里の北にあり、大枝は今玉里村中においしと呼ぶ地なり、香取社安治二年注文に、「大桑たの津、大せう知行」、鹿島神領田錄に「大枝、田木谷、田余」、弘安副文、嘉元田文にも大枝田余と次てたり、是桑山の桑原なるの證なり、今玉里鎮守大宮の後に、玉の井と稱する古井あり、靈泉なりとて、猥に人の窺を許さず、これ其淳水なるべし。

（田木谷）總社文書、文保三年、弓削、田木谷南郷地頭、鎌戸四郎左衛門尉と見ゆ。弓削と云ふも、此邊の郷村名な（弓削）りしに似り。

關妙寺（ヱンメウジ）

上玉里に在り、石岡の東南一里半。「新治郡志」云、上玉里村關妙寺は、光印地に在、榮玉院と號す、至德二年開基、常陸守に從長十一年、長沼宗光寺天江最照會長僧の時、關妙寺住持法印、西光院尊海法印出生し、寺役をつとむ、「長沼住持次第」關妙寺、不動の畫像あり、傳ふす甚靈ありと、云々、寺中成就院に、通稱觀音といふあり、俗傳に、中世この地に住める飯塚多左衛門の、守護本尊とせる靈像なりと。

玉里の村落に古墳多し、上玉里照光寺の、雷電社の境地と云ふは塚山なり、玉里光明寺の後にも、往年古墳の石槨あらはれたり、玉里の隣、東又四箇村に、先年山の傍崩れて、古塚あらはれ、金器の朽損せるもの出たり。「新志」下玉里の山田峰の古墳は、小丸形の塚にして、位置は南に面し、へき石を以て連ね合せ作りし石槨あり、頭骨三ッ出でたりと云ふ、槨なくして直に土を蔽ひて築きたるものなり、文字平（タヒラ）に石槨其まゝ露出す、此所も同じく小丸形の塚にして、近傍所々小古墳散在せり、中に瓢形一つあり、龜の子山と云ふ。「人類學會雜誌」

田余郷（タマリ）

和名抄、茨城郡田余郷。今新治郡田余村、玉川村（玉里及び東茨城郡小川村）にわたる、（田餘）茨城郷の東とす、名義は、桑原居玉井の傳を考ふべし。（原註、田舍に作るは、田余の誤にて、舍を餘に作るは、古今同し、風土記に田餘に作れるを正と爲す）

滑川（ナメリカハ）

文閣浦川と云ひ、山前郷愛宕山に發し、東南に下り、玉里と小川との間に至り、霞浦へ入る、長在里。近時は、新治郡（舊茨城）と東茨城郡（舊吉田）の堺は、大略此水流に因れり。

新志云、滑川は、今新治、茨城二郡の界の小流なり、茨城郡小川村の西南より、流海に入る、古當土人の之を往涉するに、河底滑らかにして、或は顚倒の患ありけり、故に滑川を以て名とするなるべし。〇小川の古城主[illegible]氏も、此水名に因むと傳ある歟。

生園郷（ウソノ）

和名抄、茨城郡生園郷、[illegible]今東茨城郡[illegible]、郎生[illegible]田余[illegible]、茨城郷の北、田制郷の東に隣る。

郡鄕考云、生園の園は薗の誤にて、今小倉村是なり、古書園を園とかいふこと、萬葉にも見えたり、因りて倉[illegible]の字を用ゐしなり。

竹原（タケハラ）

今東茨城郡の[illegible]に、竹原村と云ひ、大谷、小倉[illegible]、羽鳥、花之井、中野谷等を合す。石岡の東北一里、水戸への道路にあたる。

總社文保三年造營目錄に、竹原郷、地頭、關七と載す、生園郷の名に替[illegible]、鹿島社の弘安五年留主所下文には、竹原郷、給主[illegible]と見ゆ、地頭[illegible]佐竹系圖、亂信筆記[illegible]小川、[illegible]高原關七、其[illegible]り、即竹原の住人とす。新志[illegible]云、天正十五年、江戸重通兵を出して府中を攻め、竹原、弓削等を隔て、進て滑川に戰ふ、大掾清幹真壁の兵を率て之を防ぐ、「戸村本佐竹系圖」「亂信筆記」九月、清幹兵を玉造に出して、進て武田を落し、其城を攻め、轉じて高岡巣を攻む、「亂信筆記」十六年正月、和約已に成る、又田余[illegible]を陸め、堅を根據の營に置く、「亂信筆記」「關氏文書」根據は今の根當と云ひ、府中所屬の地なり。（文化四年、府中總社行云、竹原の[illegible]、此にはうかれ女の在て、ことに里よりはこかしかましかれど、夜の明になりけるまゝ、草枕むすびぬ、さなから夢も結はず、

島の[illegible]もつ[illegible]まある[illegible]古里に歸る我身は、

大谷（オホヤ）

今竹原の[illegible]一里[illegible]、其西一里なれども、石岡より岩間、宍戸に[illegible]にあたり、[illegible]高かほ[illegible]。[illegible]に、佐竹義宣[illegible]大橋に[illegible]す、云、此大谷の橋邊なり。但し、風土記に、田餘間、大谷河と稱するは、

之と異なり、相混すべからず。〔新志云、大矢橋は、大谷村滑川にあり〕橋と見えたり、東鑑に「頼朝着常陸國府、云々、義政者依廣常誘引、參于大矢橋邊之間、武衛退件家人等於外、招其一人方橋中央、令廣常誅之、太速也、從軍或頓首歸伏、或戰之逃亡」とあり、大谷村は國府に近き所にて、佐竹氏の居館より、府中に至るべき路頭なり〔今、大道少しく東によりて、竹原村をすぐ〕且密藏院所藏天文本佐竹系圖に、太郎忠義大谷橋に打死とあり、(忠義即義政なり)されば大矢橋はこの大谷村の橋なること知るべし。○弘安勘文、南郡大谷六町と云ふもここにや。

羽鳥(ハトリ)　今竹原村の管内にて、大谷の北半里、即園部村戌亥の南にて、鐵道停車場あり、石岡と岩間の間驛とす。

小川(ヲガハ)　今小川町といふも、人口四千餘の一村邑のみ、東茨城の管内なれど、水戸を去る七里、霞浦の北岸に居る。其地は古の田余郷の域内と想はれ、吉濱、巨里の東に連屬す。〔近世、[illegible]起に當り、小川館(郷校)は潮來、延方と並稱せられて、有爲の生徒を養へり。〕

寄進　圓覺寺　常陸國南郡、小河郷內、益戸

常陸介薦政法師法名觀政跡事、

右爲天下安全武運長久、所寄附之狀、如件、

永德二年十二月廿三日　左兵衛督源朝臣(判)

集古文書に「永和三年、前伊豫守義宣判、圓覺寺常造料所、常陸國小河郷事」云々とあるも此地なり。文保三年惣社文書には「小河、[illegible]澤兩郷、地頭益戸七郎左衛門尉」、弘安勘文に、南郡、小河四十一町一反、野田一町四反大。(野田今小川町の管内とす)佐野檜田系圖に、下河邊四郎左衛門政義、常陸國下河邊益戸、高原、小川等之祖也とあり、東鑑を按ずるに、政義南郡地頭職となる、又結城系圖に、政義は益戸と稱し三子あり、長は政平、小河三郎と稱す、次は行幹、益戸三郎と稱す、政平三子あり、長は朝平と云ひ、次は景政、高原四郎と稱すと。後に至り小河益戸氏衰亡し、園部氏代る、武藏比企郡に園部村あり、蓋園部氏の起る所なり、〔新志補〕其先藤原氏より出づ、〔府中總社卅六歌仙榜背識〕相傳ふ、右京亮宣春始て小河に城て居る、〔舊志〕其年代世次皆詳なることを得ず、或はいふ、小河地頭益戸常陸入道、永德中罪あり、其地を收めらる、〔正宗寺文書〕蓋此に至て園部氏之に代ると、宮內大輔(名缺)初め小田政治に屬す、適其女を出して大掾[illegible]の子、次郎[illegible]に[illegible]せしむ、政治其[illegible]あるを疑ふ、宮內大輔聞て懼れ、天文十四年、小河城を避て、茸蒲澤の僧舍に屏居し哀をとふ、政治其城を避ることを利とし、弟左衛門尉をして其城を守らしめ、還與の意なし、こゝに宮內大輔憤恚し、十五年四月、[illegible]百人を襲ひて城を奪ひ、之を復し遂に江戸氏に降る、〔園部狀、常信中記〕其後又きこえず。

小川之事、元來宮名之上、[illegible]其後者、但其者[illegible]花龍、堀揚、門構、殿中造作等悉備、[illegible]不異倭[illegible]花[illegible]城、其中宮町屋、棟瓦揚見世棚、辻小路町屋・鷲之[illegible]不置、[illegible]繁昌追夜於日、[illegible]、[illegible]方手分、中城忍入、中城直入、實城討取詰、夜之見合、門大切之間、待曉天之鐘、一同乘入。〔園部狀〕

新志云、小川村の孝女照は、文化中、其行狀水戸官へ聞こえ、物を賜り賞せらる。郷黨之を賞とし、[illegible]か傳を作るに及て、其家を捜りて、家系并に古文書十餘通を得たり。上總介將軍より始めて、江戸神君の時に至るまで、[illegible]、[illegible]の敍書、[illegible]等諸使大夫の書牘等なり。爰に至て始て父祖の名をあらはす、下總國香取大宮司清房裔孫也、

大塚原(オホツカハラ)　新志云、小川村の南に古墳數多あり、傳へ大塚と云ふ、土人の説に、この墳中昔行方氏と園部氏と合戰の地なり、當時戰死の者の墳なるべしと云へり、然れども、倘古代の墳墓にして、中世のものにあらず、烟田時幹が建武四年の目安に「十月廿七日、屬[illegible]前國司[illegible]、春日侍從顯國大將軍、打越當國小田宮內權少輔治久以下凶徒等、成一手、南郡大枝目令出張之間、一族相共馳向之處、於小河郷大塚橋爪、時幹致散々合戰」云々とありて、表の小書に、大塚原合戰と記しつけたり、されば此北既に大塚の稱ありしこと明なり、塚墓は古代のものたる事、論を待たずして知るべきなり。

立花郷(タチハナ)　和名抄、茨城郡立花郷。○今茨城郡橘村、并びに行方郡立花村にあたる。小川(田余郷)の東南にして、行方郡荒原郷に相接す、其北界は茨城郡白川郷に至りし如し。

[illegible]宣　留守所　可令鹿島社神領橘郷事

右郷、聊依有宿願、所令奉免日次御供不足料也、是則爲[illegible]吏妄[illegible]、國中[illegible]也、免除官物以下國役雜事、以大禰宜則親可令知行、如此奉免後、雖後司、定無牢籠歟、但[illegible]出、不可相違、兼又於今年收納者、在部司可[illegible]者、在廳官人等、宜承知、不可違失、故宣、

[illegible]安四年十二月　日

右衛門佐兼押領使介高階朝臣

國井八郎太郎政俊、與大禰宜中臣政親、[illegible]是申詞、枝葉雖區々、所詮兩方互稱相傳由之處、如政俊申者、先祖[illegible]文者、源八政廣(政俊曾父)蒙三河守(範頼)勘當之刻、追捕之庭、令紛失畢、但[illegible]之時、政廣屋敷、國役免除外置如此、云云、如政廣仁安二年請留守所裁之解狀者、可[illegible]免[illegible]橋郷[illegible]事之由、雖状之、爲地頭職之旨、無指所見歟、[illegible]如政親所進[illegible]安四年國司廳宣者、「可令早[illegible]親可令[illegible]行」云云、又如安元元年國司廳宣者、「可令停止鹿島社神領橘郷非[illegible]吉景[illegible]事」云云、如此等狀者、停止[illegible]地頭職之由、雖有所見、政俊

先日乃地頭職之旨、雖有壽撰候、加之、右大將家治承七年(壽永二年歟)御寄進狀云「奉寄神領壹處事、常陸國立花鄉、右件鄉、限永代、所奉寄鹿島御社也、爲大禰宜則親沙汰、早可令寄申御息災之由」云云、而左衛門督家建仁二年下文云「補任常陸國橘鄉地頭職事、源政景、右人可爲役職、但當鄉者、鹿島社領也、有限所當以下神役、任先例、可致其沙汰」云云、右大臣家建仁三年下文云「補任、立花鄉地頭職事、源正景、右於地頭職者、正景先日給御下文畢、而預所正近、寄事於左右、押妨地頭之沙汰」云云、如政親陳虛言也、而政俊申旨聊似餝歟、但政俊所進、建仁四年下文云「右當鄉預所政親、與政景、此種々相論、早任傍御神領等之例、云預所得分、云地頭得分、相互可致沙汰」云云、而又政親所進、右大臣家元久二年下文云「可令早停止國井八郎正景地頭職橘鄉事、右當所者、治承五年、爲右大將殿御沙汰、被寄進鹿島社之地也、其後停止地頭之妨、一向爲中臣親廣沙汰、而左衛門督家御時、正景構申補地頭職、妨神事用途」云云、然者、左衛門督家御時、政景一旦雖補地頭職、不載指相傳由緒之上、右大臣家御時、被停止政景地頭職之後、廿四箇年也、前後下文重疊之上、忽難改本願御素意歟、然者依政俊申狀、今更不能子細焉」(鹿島文書安貞二年下文)

倉數(クラカズ)

今與澤、外內(トノウチ)、山野、幡谷、川戶と相合せ、橘村(タチハナ)と改む。小川の東南一里半、即東茨城郡の現管に係る。

(橘)

此邊は古の立花鄉の域內にて、東鑑、治承五年、以常陸國橘鄉、令奉寄鹿島社とあるも、他所には非ず。仁治元年、將軍家政所下文に「常陸國行方郡橘鄉、除倉員村、任人、可早令鹿島社大禰宜中臣賴親、爲地頭職」云云とありて、其倉員を除かるゝは、倉島政家へ讓與の由、弘安七年執權連署下文に見えたり。

與澤(ヨサハ)

今橘村の大字とす、親鸞上人化導の一異をつたふ。〇赤水常陸考云、古與澤村民、名與八、其死而其靈幼入、所攝無驗、乃鸞爲集小石書經文、埋之遺墳、既而妖渼不後見、與八子孫、今存焉。

羽生(ハニフ)

今行方郡の現管に係り、八木蒔、沖洲、濱村等と相合せ、立花村と云ひ、倉數の西なる湖岸の地なり。小川町の東南一里、八木蒔(ヤギマキ)は更に半里程遠し。應安の香取田夫注文に「はねうふな洪、羽ねう知行分」とあるは此なり。

(八木蒔)

郡鄉考云、今行方郡羽生に、鎮守橘明神あり、若舍人村元德三年文書に「北白宮勝、橘元行大道」と見ゆ、若舍人は今の捻木、若海の地にて、其より橘へ行く道との事也 橘鄉、承安四年、鹿島社へ寄せられ、爾後神領となりて、彼社の大禰宜中臣氏、羽生に來住する家もあり、今に鹿島社人に、羽生を氏號とする者存す。

將軍家政所下
可令早鹿島社權禰宜中臣能親、領知常陸國府郡橘鄉、行方郡大賀村、當社名田畠事、
右任亡父朝親正安三年十月廿五日讓狀、子細載之、爲彼職、可致沙汰之狀、所仰如件、以下、
乾元二年三月三日　　　案　主　菅　野

濱村(ハマムラ)

今行方郡立花村の大字なれど、羽生の南方一里を隔てて、玉造町に近接す。西は柏崎に對し、湖岸の小部落なり。又濱村の東南、玉造町との間に細溝あり、荒原(アラハラ)鄉提賀鄉と立花鄉の堺河なるが、風土記に、之を梶無(カヂナシ)川と云ふ。

(梶無川)

倭武命降自現原岡、至大益(オホヤシ)河、乘艤舟上時、折棹梶、因名其河、稱無梶(カヂナシ)河、此則茨城行方二郡之堺河、鯽鮒之類、不可悉記。

大益はオホマシとよむべし、或は大谷(オホヤ)、大屋の地名に援引するは、謬れり。〇新志云、風土記に見ゆる大谷川は、今行方郡玉造村の西北に小流あり、行方の海に入る、小流なれば舟を用ゆべからずと雖、古はさるべき川にてありしなるべし、古はこの川の以北は、茨城郡立花鄉の內なれば、二郡の界と云はんには、これより外にはあらず。

高濱入(タカハマイリ)

霞浦の一支灣にして、西北に斗入し、其灣の盡頭を高濱村とす。土浦入の北に對す、今此の形を丁字に似せば、其右角の一點畫にあたる。土浦入に比するに、面積之半のみ、長徑二里半、幅徑一里內至三分一里。高濱、小川、玉造、柏崎等の村里、みな此灣岸に在り。

泛舟霞湖、分韻得灰字、　　　　　天　山
雲脊劃開波島痕、晨用池鳥無限恨、一船杯酌劇談歡、
滿坐賓朋俊秀〔〕、讀書車陳漁日〔〕、香〔〕消〔〕〔〕、
更吹長笛當歌拍、何必〔〕達醉舞〔〕、

行方郡

行方郡(ナメカタ)

霞浦と北浦の間なる地にして、半島狀を成し、其南なる北利根川十六島は、古の浪逆海(ナサカ)、香取海にあたる。今面積十七方里、二十町村、人口五萬、麻生に治す。

本篇は、現今行方郡管の立花村を、新治郡の下へ移したり。又本郡の形勢、鹿島郡と北浦の長江を隔てて、相分つと雖、なお相首尾して、一地區を成す。宜く鹿島に合せて、行方の郡名を存め、宮中、大船津に治すべし。後の識者の、行政區畫を正す者あらば、必此に想及するならん。

行方は和名抄、奈女加多と訓し、十六鄉に分つ。風土記に「行方郡、東南並流海、北茨城郡」と載せたれど、西は見えず。別に「郡西津濟、所謂行方之海」云々とあれば、西行方海の四字を脫せるなり、又建置の事を云ひ、

「割茨城地八里、合七百餘戸」と見ゆるは疑ふべし、一里五十戸の數に合はず。宮本氏因りて「那珂地七里」の五字を補へり、然れども尚疑あり、試、郡郷考に[illegible]なり。又風土記に「此地名稱行細國」とあれど、細にカタの訓なし、疑ふらくは緌(カトリ)の誤にて、行緌(ナメカト)ならん。

古老曰、難波長柄豐前大宮馭宇天皇之世、癸丑年、茨城國造小乙下壬生連麿、那珂國造大建壬生直夫子等、請摠領高向大夫、中臣幡織田大夫等、割茨城地八里、合七百餘戸、別置郡家、所以稱行方郡者、倭武天皇巡狩天下、征平海北、當是經過此國、即頓幸槻野之清泉、臨水洗手、以玉落井、今存行方里之中、謂玉清井、更廻車駕、幸現原(アラハラ)之丘、供奉御膳、于時天皇四望、顧侍從曰、停輿徘徊、擧目騁望、山阿海曲、參差委蛇、峯頭浮雲、谿腹擁霧、物色可怜、郷體甚愛、宜可此地名稱行細國者、後世追跡、猶號行方、風俗曰立雨零行方之國。

郡郷考云、行方郡は、古郡の始に七百餘戸ありしは、[illegible]十四郷と餘戸の戸數なり、風土記「行方郡[illegible]」とあれば全文なるに、其[illegible]十二郷に[illegible]、荒原は「幸現原之丘」の文あれとも、井上、高家、入代三郷は、其影響もなく、されば七百戸は六百戸の誤にて、荒原、井上等の四郷は、風土記修撰の後に置たるにや。

荒原(アラハラ)郷

和名抄、行方郡荒原郷、今現原村なり。[illegible]の北西隅にして、玉造町、古の[illegible]の北なる梶無川の左右にわたり、立花郷の南、當麻郷の西とす、風土記には現原に作れり。

風土記云、行方郡、倭武天皇巡狩此國、[illegible]車駕、幸現原之丘、供奉御膳、于時天皇四望、顧侍從曰、[illegible]、名之現原、天皇降自此岡、幸大益河、乘艖上時、折棹梶、因名其河、稱無梶河。◯郡郷考に、今の芹澤、捻木、若海の邊な荒原郷といへり。梶無河の事は、立花郷濱村の下にも重出す。大益は當にオホマシとよみ、大矢川、大益郷に(牽強すべからず)今玉造町の西を流るる細流にして「降自此岡、乘艖丹上」とあるも、水驛の趣に聞ゆれば、即當麓(玉造)の事なること著明す。依りて徧考ふるに、上は下の誤にて、荒原より當麓へ舟にて降りたまへりと知るべし。今は舟も泛べ得ざれど、平川(ヒラカハ)なれば、往時或は滿ちて、舟の往來せしこと、想像に餘あり。

(大益河)

(現原)

芹澤(セリザハ)

玉造町の北にて、倉數(橋村)の南なり、東方の原野は、秋津村(古の當麻郷)に連亙し、今に現原野と呼ばる。村内に寶源寺あり。

今捻木、若海、谷島と相合せ、現原村と復稱す。

郡郷考云、芹澤村東邊の原野、今も現原(アラハラ)野の稱あり、高敞にして著見の義なりしを、荒原に轉せしなり。此野の中にも、日之岡とて、すぐれて高く、臨眺に宜しきは、古の倭武天皇四望の跡なるべし、[illegible]志云、多氣大掾清幹の二子、忠幹、相模[illegible]芹澤に住す[illegible]、芹澤氏と稱す、其子孫常陸に[illegible]、芹澤俊幹[illegible]行方郡に[illegible]、地名[illegible]芹澤[illegible]、[illegible]、是[illegible]、[illegible]四世に[illegible]、[illegible]に長じ、多[illegible]治めさ[illegible]

捻木(チギ)

(根地木)

今現原村の大字にして、芹澤の西、玉造の北なり、秩(チ)地木(チギ)にも作れり。

常陸國行方郡若舍人[illegible]内、根地木村[illegible]、所[illegible]也、可[illegible]致天下安全[illegible]之祈、依[illegible]如件、

貞永二年九月十四日　　武藏守 判

鹿島[illegible]

升池

風土記云、鴨野之北、櫟、柴、鷄頭樹、比之木、往々自成山林、即有枡池、此高向大夫(難波長柄豐前宮馭宇天皇之世、當[illegible]惣領)之時、所築池也、北有香取神子之社、々側山野、土壤腴衍、草木密生。◯郡郷考云、鴨野とは今玉造村の地にて、芹澤村の内に、升(マス)の池あり、[illegible]、又捻木、若海の二村、共に香取神を祭るは、いづれか其一を此神子(ミコ)社とす。◯蕨は、色川採[illegible]書に、寛永廿年「[illegible]」わかうみの郷の内、わらびの村」云々。

(蕨)

若海(ワカウミ)

今現原村の大字にて、捻木と玉造の間なり、大日本史[illegible]貞能傳注に「貞能、平家[illegible]常陸那珂郡、結芋行方郡若海村、隱居以終云」とあるは此地の事とす、或は若海に作る。參考源平盛衰記云、寛元第二年條曰、前筑後守貞能者、平家一族、故入道大相國專一腹心者也、而西海合戰不戰而[illegible]、遂電不知行方之處、去比忽[illegible]宇都宮左衞門尉朝綱之許、云々、仍今日有[illegible]沙汰、所被召預[illegible]朝綱也、云々、按、小松寺舊記、貞能依[illegible]宇都宮朝綱、[illegible]髪、法名以典、世號肥後入道、後至常陸國行方郡、[illegible]寄遺骨於寺、又於行方郡若海村、結芋[illegible]、終其身云(◯[illegible]田文書、弘長二年、將軍家政所下文に、[illegible]若海と載す、當時[illegible]郷とて、[illegible]稱ありしに似たり)、[illegible]色川氏採[illegible]文書、正和二年、沙彌[illegible]日讓狀に「わかうみの村内、わらびの四郎太郎入道、在家壹宇、うちつきの、せんさうはさきの、田五段」云々。

若舍人(ワカトネリ)

中世の郷名にて、今の捻木、若海の邊とて、されば古の現原郷内なり。若舍人とは、もと兵族の名にて、萬葉集に、茨城郡丁若舍人(ワカトネ)部廣足といふ見ゆ。

鹿島社[illegible]、[illegible]代、[illegible]從中、常陸國行方郡若舍人郷内、[illegible]地木村地頭職事、任[illegible]寄進狀、可[illegible]沙汰付下地於[illegible]之狀、依[illegible]執達如件、

貞和三年正月廿一日　　武藏守 判

佐竹上總入道殿(鹿島文書)

郡郷考云、弘安[illegible]、嘉元田文、並に荒原郷あり、又若

若舍人郷あり、若舍人は荒原を割きて置きたる地なるべし、若舍人、今土人ワカツヱと呼べり。○若舍人氏の文書は、鹿島郡富田山八幡宮に傳へ、色川氏の採錄する所となれり。其若舍人宗重正を（正應）五年の讓狀に「なめかたのこおり、わかとねりのむらは、重代相傳の所也、然者おこすちやくもと、しけよしのれいにまかせて、惣領のもん所を相讓、子息のいぬはうまるに讓りたる也」云々。また延慶二年執權諸署の下文に、

若舍人彌六宗重法師法名性觀、女子平氏、今者出家法名性阿、與後室尼忍、并息男六郎行幹、相論行方郡若舍人村事、右村者、永仁四年七月、一圓讓附行幹、翌年五月、申與安堵御下文訖、云々、

また、元德三年法阿和與狀に、

若舍人村北方者、行幹重代私領也、而正和三年、以北方分、讓後家平氏（原注、今者法阿）并嫡子之旨、其後女子出生、仍爲行幹一女子、任讓狀、申爲御外題之處、法阿（原注、前桃）子孫四郎、女子平氏一女子死去之由申之、武藏守之由申之、所令相互中所在、以相與之處、北方在家壹宇、四至東限、南限鹿島大道、西限、北限宮島崎、行道、同附田壹町沽閑細行、所務者、讓與性阿等也、云々。

曾禰郷

和名抄、行方郡曾禰郷。○今玉造町にあたる、もとは提賀郷、立花郷の南なる僻地にて、もとは提賀郷内なりしを、水驛なれば分れしならん。されど、此地は東海道の大路の經由すべき所に非ず、常陸國府より鹿島への間驛路のみ、弘仁六年、板來と共に廢せられしならん。（延喜式不載）故に、延喜式に載せず、式に同名曾禰あれど、此なるは其實を異にす。

新志云、風土記に曾尼驛とあるは、今の玉造村にあたる、香島神子社存す、又玉造新田に、天龍山夜刀神社及び椎井池の古跡ありて、書中に「即向香島陸之驛道也」といふに合ふ。

風土記云、行方郡、自郡西北、提賀里、古有佐伯、名手鹿、爲其人居、追著里、其里北在香島神子之社、社周山野地沃、草木椎栗竹茅之類多生、從此以北、曾尼村、古有佐伯、名曰疏禰毗古、取名著村、今置驛家、此謂曾尼之驛。（郡郷考に、此曾禰を以て、延喜式東海道の驛亭に擬したりしも、地形、方位、遠近相合はず、依りて又疑惑を抱きて、曰く、

厩牧令に「凡水澤不避馬處、量置緊要、設船四隻」とありて、此地櫟谷より陸路三里、津に至り、舟にて半里の流海を渡り、大津に達すれば、大津より香島路に至るは十里餘なるべし、船と馬とを兼ざれば往復すべからず、已に風土記にも「不隔江海之津濟」とありて、陸地連綴の故に、國名ともなりし由なるに、陸路に少しの迂回ありとて、津濟に設けりと云ふべくもあらず、云々。

この疑惑は、本香島路の曾禰驛と、東海道の曾禰驛とを、混同したる謬見に因れり。新治郡の曾禰に合考すべし。）

夜刀神社

今玉造町の新田に在りて、天龍山と稱し、南も傳ふ、愛宕神を祭ると傳ふは、後世の改祀に係り、本來は龍蛇神のみ。○新志云、玉造新田に、夜刀神を祭る所あり、蛇神なり、山を天龍と云ふ者、即其舊なるに似たり、之を愛宕權現に更めるは、後世の事なり、慶長の棟札あり、古記に、享祿中、玉造氏の建立する所なりと、もしくは是等の事ならん、然れども其詳を聞かず、信を取るに足らず、風土記に「提賀里、云云、以北曾尼村、今置驛家、此謂曾尼之驛、古老曰、石村玉穗宮、大八洲所馭天皇之世、有人箭括氏麻多智、截自郡西谷之葦原、墾闢新治田、此時夜刀神相群引率、悉盡到來、左右防障、勿令耕佃、俗謂蛇爲夜刀神」曾尼驛とは、今の玉造村なり、この天龍山の下には、古へ大池ありしを、後に墾開して、今八百石餘の田地となれり、これ昔の池中なり、又今も山下に清泉の湧出する所あり、水至清冷なり、傍に天龍の神子社と云ふ、これ風土記の所謂椎株にて、神蛇の避隱れたる跡ならん。○今按、郡郷考には「椎井は今手賀村の椎草、且圓の間なる地にて、新治田は其下流なる玉造、手賀二村の田土を指すにや」と注しながら「自郡西谷之葦原」とは讀まず、行方の郡家の邊なる、藤井の笹池にやとも疑はれたり。されど、此に郡西谷之葦原とは、郡下郡の西の雲涌の濱邊の湖濱をさしたるにて、郡家の西と、狹く釋くべからず。其谷とは今日のヤツヤチといふに、しられど、谷の神を夜刀神と呼ぶも、谷神の義に因る。更に、玉造町の西に谷島村あり、今現原村に合併せられて、其大字にのこれり。

古老曰、石村玉穗宮大八洲所馭天皇之世、有人箭括氏麻多智、截自郡西谷之葦原、墾闢新治田、此時夜刀神相群引率、悉盡到來、左右防障、勿令耕佃、俗云、謂蛇爲夜刀神、其形蛇身頭角、率引免難時、有見人者、破滅家門、子孫不繼、凡此郡側郊原、甚多所住之、於是麻多智、大起怒情、着被甲鎧之、自身執仗、打殺駈逐、乃至山口、標梲置堺堀、告夜刀神曰、自此以上、聽爲神地、自此以下、須作人田、自今以後、吾爲神祝、永代敬祭、冀勿祟勿恨、設社初祭者、即還發耕田一十丁餘、麻多智子孫、相承致祭、至今不絶、其後至難波長柄豐前大宮臨軒天皇之世、壬生連麿、初占其谷、令築池堤、時夜刀神昇集池邊之椎株、經時不去、於是麿擧聲大言、令修此池、要在活民、何神誰祇、不從風化、即令役民曰、目見雜物魚虫之類、無所憚懼、隨盡打殺、言了應時、神蛇避隱、所謂其池、今號椎井也、池回椎株、清泉所出、取井名池、即向香島陸之驛道也、

鴨野

風土記云、倭武天皇自[illegible]之[illegible]、[illegible]降、有鴨飛度、天皇射之、鴨迅應弦而墮、仍名其地、謂之鴨野、

野、土地瘠塉、草木不生。○原書、部陲と云ふは、其解を知らず、陸岸（那珂郡に部平村あり、陸地の下平する状形に名づく、此も部平ならん）などいふ意歟。傳注、「玉造村今有加茂地、又有小山、土俗稱鴨宮、蓋古昔神社所在地、而後爲廢趾、故云」とあり。新志に、玉造村の加茂寶幢院は、天台宗にて、笠掛山神宮寺と號す、古と大宮明神の供僧なりしが、往年水府義公の命にて、供僧職を解かしめらると。）今按、鴨宮は即香島神子社を指せるならん、今は大宮明神と唱へらる。部陲は、其由陶谷の考に、已に那珂郡部平の地名を引きて、之を解かれしに、栗里氏の、一本を引きて、陲は陛字と定められしは、却て飽かず。

玉造（タマツクリ）

今玉造町、人口二千有百、行方郡北方の小繁華にて、[illegible]の北四里、鉾田の西三里、麻生へは八里、西浦筋の一大驛にて、高濱へ水路三里、其埠頭を高須と云ひ、一老松、湖岸に特起す。

（須高）行方忠幹の孫、小高六郎幹政、始て玉造に居る、因て氏とす、二子、宗政、正家あり、宗政の子景政、其子孫太郎頼幹、〔系圖〕鹿島社總檢校たり、小牧太幹陳以、延慶二年大使たり、〔大使役記〕子幹連、與一五郎と稱す、正平中に右馬亮景政、〔濱村天王祠棟札〕天文永祿中、宗幹あり、〔行方記〕與一太郎重幹は、蓋宗幹の子なり、子某天正十九年、公子義宣の爲に太田に殺さる。〔三十三館由緒書、和光院六義寺南過去帳〕香取海夫注文に「行方郡宮本崎の津、たかすの津、玉造知行分」とあるは、高須、今に渡津なれど、宮本崎は存亡知れず、此近地たるや必せり。又「西蓮寺船津、小高知行分」と云ふも見えたり。

西蓮寺（サイレンジ）

（出沼）今玉川村出沼（イヌマ）に在り、近世寺領三十石なりつたへ、尸羅度臺上山慶殊院と稱す。舊國の長者の本願にて、延暦年中、最仙法師の開基とぞ、天台宗、本寺門徒二十九所餘。

舊志云、元亨釋書に「釋最仙、管住常州法師、戒行蕭足、四衆歸崇、性好利濟、修寺院、構堂宇、[illegible]、走急救危、切於己、済旱潦、不待祈請、所有從法、尊有感應、開疾随[illegible]、存活之者多、俗號慈悲大士」舊記總常遊行記に、臺上山へ登りぬ、樓門あり、正面薬師堂にて右方に常行三昧堂あり、鐘樓もあり、寺は南向し、境域院と稱あり、門を入り左方に山王社あり、寺は近世廢寺法印再建立、傳殿比類なし、精舍一入三、本尊釋迦法華塲と額あり」云々、毎年八月十一日より十七日迄、一七日の間法會供養あり、これを長者が供養と云ふ、俗に西蓮寺市と稱して、遠近の衆群集會す、蓋古昔當寺長者財を捨て、以て永世の供養に充つ、爰を以て長者の子孫絶えたりと、其法會は今に絶えずとなん、近く長者が宅とて古蹟多し、即寺長の葬地なり（玉造の東南一里を隔つ）

提賀鄉（テガ）

和名抄、行方郡提賀郷、今手賀村是なり、玉造の南に接し、東は高家に至る。

（鹿手）風土記に「自郡南北、提賀里、古有佐伯、名手鹿、爲其人居、追野里、其里北、在香島神子之社」云云、神子之社は、今玉造の大宮を指す。佐伯とは、夷種の名にして、土蜘蛛國栖といへると同き由は、茨城郡の條に辨なり、手鹿とは此佐伯の名なりとつたふれば、其處古なりしこと論なし。香取海夫注文に「行方郡手濱の市、てかの知行分」と云ふは此地にて、今も手濱を、舟津と字し、呼ぶ。

手賀（テガ）

（濱手）今手賀村と云ふ、玉造の南半里、西浦の東岸に居る。〔郡鄉考〕云、手賀は古の提賀郷なり、弘安撿文、嘉元田文、共に已に手賀に作り、税所日手賀數にも同し、此郷、中世、行方景幹の孫、玉造幹政の次子、致家地頭と爲り、子孫手賀氏、鳥名木氏といひ、天正の末に亡びたり。

常陸國行方郡内、手賀知行分事、任父中務少輔時家讓狀之旨、不可有相違之狀、如件、

永享七年六月十一日　・（判、足利持氏）

手賀又四郎殿〔色川氏採鉾文書〕

正平八年、手賀土用納丸、城を倉河に築き、兵を聚めて下河邊行景を拒ぐ〔鹿島文書〕初め手賀氏、世平濱郷を食む、〔香取應安海夫注文〕地倉河と接するを以て、遂に之を侵蝕す、時に倉河は守護領たり、行景をして監せしむ、行景制止すること能はず、之を鎌倉に訴ふ、〔鹿島文書〕其後數世詳ならず、手賀出羽守、應永卅二年、造鹿島宮奉行たり〔鳥名木文書〕與一太郎景幹あり、永祿三年、玉造宗幹と共に、小田氏治を柄に拒ぐ、〔行方記〕後高幹及び其弟あり、其弟名を失す、〔三十三館由緒書〕天正十九年、佐竹義宣の爲に太田に誘殺せらる。〔和光院六義寺南過去帳〕

鳥名木（トリナギ）

今手賀村の管内なる一部落とす、按に手賀淨阿、永仁中の人なり、二子あり、長を手賀孫太郎、次を助八郎と曰ふ、助八郎は蓋鳥名木氏の始祖、手賀郷鳥名木に居るを以て氏とす、子政幹、小名虎猶丸、彈正忠と稱す、四子あり、虎丸、阿古丸、多聞丸、彌丸、並に正平中の人、後從理亮入道道政あり、子を右馬介國義と曰ふ、永享九年、地を國義に傳ふ、是よりさき應永廿九年、道政は佐竹に從て額田城を攻め、三十年に至て遂に之を拔く、是歳足利持氏に古河に會し、七月土岐憲秀に從て小栗城を攻め、永享中、行方常陸入道に從て長棚原に戰ふ、嘉吉元年、國義本郡西蓮寺に戰ふ、細川持之書を與へて其戰功を賞す、蓋持氏の餘黨を討ちし也。〔鳥名木文書〕

井上鄉（キノウヘ）

和名抄、行方郡井上郷。○今玉川村是なり、大字井上存じ、提賀郷の南一里、行方郷と相

接北す。東は提賀郷に連なり、西は流海（霞浦）に面へり。

（槻野）（玉清井）

風土記云、行方郡、倭武天皇巡行天下、征平海北、當是經過此國、即頓幸槻野之清水、臨時洗手、以玉落井、今存行方里之中、謂玉清井、云云

郡郷考云、井上の村中、人居より下方、流海に近き水田の間に、方丈餘にして、旱潦にも増減せざる清泉あり、郷名は此井に出るべし、是思ふに風土記の玉清井にて、初め行方里の中なりしを、風土記撰述の後、新に郷を立てらるゝ時、此地を割て、其井に就て郷名とはなりたるなるべし。

藤井（フヂヰ）　今井上、出嶋、荒宿と相合せ、玉川村と改む、玉清井の故事に縁れるならん。延元元年朝田文書に、

　行方郡藤井村　限東船子郷堺　限西井上郷堺
　　　　　　　　限南入江　　　限北下大道

と見ゆ。其方位[illegible]より、田土の所在を推し求むるに、今の五町田の邊に恰當す、五町田は、今行方村の管内なれど、往昔には井上に屬し、猶そのおもかげを想ふに、藤井は行方郷内にて、井上郷内にはあらず。郡郷考云、弘安田文、嘉元田文に、藤井郷、船子郷とあるは、もと行方郷より割きしならん。

（五町田）

行方郷（ナメカタ）　和名抄、行方郡行方郷。○今行方村是なり、井上郷の南にして、西は霞浦、東は道田郷に連なる。蓋、孝徳帝の朝に、行方郡を建てられし時、郡家を置かれ、其地をば行方郷と定められしなり。即、行方は、郷里の小より起りし名にあらで、汎名より郷名にも移りたる例に屬す、稍異例と謂ふべし。

郡郷考云、行方郷は、弘安田文、嘉元田文、税所田手員數等、大行方（オホナメカタ）郷と稱す、此村何の頃よりか、俗て八甲（ヤカフ）村と云ふ、應永[illegible]、猶其名あり、〔按、下河邊本[illegible]、左馬助出郷、やからに當るとあるは、此地なり、出郷は永[illegible]

（八甲）

中人）後置に復せり、風土記、郡家南門、有一大槻、其北枝自垂觸地、還聳空中、其地昔有水之澤、今遇霖雨、廳庭濕潦、郡側居邑、橘樹生之。〔其郡家いまだ詳ならず、其地東溝にありしと見えたり、今の行方は國土に人家ある地なり、土人曰く、今[illegible]崎と云ひ、島となれる處、郡家の跡なるべし、大槻は今なし、橘樹の類、村中植る者あれど、殊に地に宜しきにはあらず、云々

行方（ナメカタ）　今船子（フナコ）、五町田、於下（オシタ）を合せ、行方村と云ふ。井上の東南半里、麻生の北二里、古の郡家なるが、中世には八甲（ヤカフ）村とも呼ばれしことあり。

大掾平氏吉田清幹の二子、忠幹、平四郎と稱し、行方郷に移居す、因て氏とす、〔系圖〕嘗て下總松岡（マツチカ）庄地頭たり、後之を失ふ〔東鑑〕子景幹、〔系圖〕鹿島惣檢校たり、〔大宮司文書〕四子、爲幹、高幹、宗幹、幹貞あり、爲幹總檢校を襲ぐ〔大宮司文書〕子風幹、小高太郎、〔系圖〕檢校たり、〔奉幹陳状〕子幹平、小高又太郎、〔系圖〕二子、幹時、知幹あり、幹時、文永四年大使たり、〔大使役記〕二子、倫幹、家幹あり、倫幹、烟田幹胤を愛して一土地數所を與へ、其地頭職とす、〔烟田文書〕其後世代詳ならず、嘉元中に、與一太郎幹貫、延慶中に幹國、〔大禰宜文書〕文保中、十郎某幹あり、小牧十郎と稱す、其弟を與次兼幹と曰ふ、嘉暦中、行方常陸入道あり、永享十二年、行方氏の兵長堀原に戰ひ、嘉吉元年、西蓮寺に戰ふ、〔烏名木文書〕蓋足利持氏の餘黨と戰ふ也、行方肥前入道あり、長享三年、足利成氏を武藏太田庄に撃ち、羽黒原に戰死す、〔御内書案〕享徳寛正間、行方長幹等あり、數兵來攻む、江戸通房援兵を出して之を禦ぐ、弘治元[illegible]の間、行方兵庫太夫あり、足利義氏の命を以て、小田氏治を撃つ、〔白田所藏文書〕天正十九年、佐竹義宣、小高氏行方氏等を太田に招きて之を殺す。〔和光院六地藏寺圖書去帳、昌德寺記〕

行方國神社（ナメカタクニツ）　風土記に、國社、[illegible]（アカラノカミ）と號す、云々。三代實錄、貞觀十六年、授常陸國正六位上國都神從五位下。

○郡郷考云、風土記、行方郡國社、[illegible]、謂之大井、縁郡男女、會集[illegible]、今の大井も、[illegible]岡阜の極たる松林中に其祠あり、[illegible]、大井は土人おもゐと云ふ、國社より稍北き、大北の[illegible]る岡の側にて、泉澗と云ふ水田の上にあたり、岡右十步前迄、清泉出たれども、今は水涸れて、[illegible]のみ殘れり、泉田とたれば泉の謂しも理也

船子（フナコ）（於下）　今行方村の管内にて、其南[illegible]、嘉元[illegible]に、[illegible]船子郷と云ひ、行方より分れし村里なりき。船子の南を於下（オシタ）といひ、亦一村なりしが、今皆行方へ合す。○船子の津の名は、海夫注文にも見え、小高の知行とす。

小高郷（ヲダカ）（男高）　和名抄、行方郡小高郷。○今小高村是なり、行方郷の南にして、西は霞浦、東は[illegible]郷に至る、一に男高に作る。

風土記に「郡南七里、男高里、古有佐伯小高、爲其居處、因名」と載せたれば、ヲダカは夷の[illegible]に出て、邦語にあらず。

大掾系圖に、行方景幹の嫡子、小高太郎爲幹と云ひ、子孫相繼き、天正中まで邑主たり。香取文書に「檢門（カド）注、小高[illegible]分」とあり、今大字[illegible]これ

（橋門）

乾元年中、小高[illegible]常陸國[illegible]、正月七日、鹿島大明神[illegible]、[illegible]田御斤御前、[illegible]下御代官、地頭若干神官之[illegible]、[illegible]御幣、引進[illegible]之時、當社神主[illegible]、自七[illegible]常陸[illegible]、[illegible]代平、[illegible]、[illegible]田[illegible]、常陸[illegible]行方郡内小高、鳥[illegible]、年貢事、右[illegible]、[illegible]也、[illegible]、[illegible]之[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]文書〕

鯨岡（クヂラヲカ）　新志云、小高の鯨岡は、鯨と云ふ人の葬れる塚なら

ん、今は無塚と呼ぶ。風土記の逸文に、
郡南七里、男高里、國宰當麻（ママ）大夫時、所築池、今存、
路東、自池西山、猪猿大住、艸木多密、南有鯨岡、上
古之時、海鯨匍匐而來所臥、即有栗家池、爲其栗大、
以爲池名、北有香取神子之社也、
郡鄕考云、小高、いま村中に大小の池三所あり、（其一は
新池なり）其大なるをえびすが池と云ふ、池中怪物あり
とて、人これをおそる、當[illegible]
小池の邊も、今は大栗樹なく、共に往還の路よりは東に
あり、鯨[illegible]は今[illegible]と云ふ、[illegible]
崎にあり、香取神子社、今[illegible]
[illegible]
り、後に移せるも知るべからず。

麻生（アサフ）鄕

和名抄、行方郡麻生郷、[illegible]
小高郷の南に[illegible]
に至る（今麻生町の富田は、古の香[illegible]
濱、島並は麻生町内なること[illegible]
載せらる、弘安[illegible]の田[illegible]も見ゆ[illegible]）

（並島）

麻生里、古昔麻生[illegible]
周里有山、[illegible]
[illegible]
合、得此野馬、[illegible]
馬、[illegible]也、
[illegible]
[illegible]、和名抄[illegible]
略記「天[illegible]
し、弘安[illegible]
網と[illegible]して擧[illegible]
べし。

麻生（アサフ）

今[illegible]町と云ふ、[illegible]
霞浦の岸に在り。[illegible]
を去る湖上六里、近年行方郡治を此に置かる、[illegible]田へ五
里、鹿島へ三里、佐原へ四里。

（毛粗）

麻生は、近世、新庄氏一萬石の陣屋あり、[illegible]長九年、[illegible]
庄宮内[illegible]直頼（江州人）の時より[illegible]
封三萬石、[illegible]中闕絶え、除封せしも、[illegible]
時に一萬石を傳領せしめられし也。○行方景幹の三子、
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
幹逃れて江戸崎に走り、土岐治英に依り援を乞ひ、湖を
[illegible]
と蒙ほず、[illegible]

富田（トミダ）

今麻生町[illegible]、●[illegible]
の[illegible]なるべし[illegible]
云、今富田村、[illegible]
[illegible]
[illegible]

（洲治新）

[illegible]
也、[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

（見田木）

[illegible]似たり、

香澄（カスミ）鄕

[illegible]
[illegible]

り、西は霞浦、東は大生[illegible]に至る。
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
て、[illegible]にも難なき地なれば、姑くこゝに收む。
[illegible]都を見てもなほ霞のさとに心をぞやる、
[illegible]　式部
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

牛堀（ウシボリ）

今[illegible]、[illegible]之内、[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
ところ、船のうちより見わたさる、また右のかたはるか

に、筑波山二つ[illegible]も見えたり、清子舘の追手な[illegible]れ、見る[illegible]なから日高の[illegible]井、[illegible]野[illegible]山由佳、向筑波一岳、[illegible]、佐賀之妹、[illegible]當有不易狀者乎、

堀之内(ホリノウチ)

今香澄村の大字なれど、清水、茂木と共に、牛堀の南なる曠野に居り、水濱にあらず。古城墟あり、島崎の北にあたり、田園の丘に築成したる者とす。

霞浦(カスミガウラ)

(西浦)

常陸國南部の大澤にして、鹿島郡の北浦、[illegible]浦の西に隣るを以て、方俗西浦ともいふ。其南には、利根の大江流れ、[illegible]東なり、[illegible]て[illegible]江次國[illegible]北利根の[illegible]に出り、利根に流注す。湖は大形丁字を成し、其双角は新治郡、古[illegible]域[illegible]古信太)東邊は行方郡とす。之に歸注する所の河水は小野川、谷原新川、[illegible]利根川、園部川、[illegible]恋瀬川、(古高浜川)園部川(舊[illegible])を以て大なりとす。面積十方里許、湖上の運送は土浦を以て津口とし、古渡入に往來する者、日夜之を絶たず。[illegible]期の[illegible]船より、土浦入、古渡入にも船便あれど、高濱往來を主とす。此に入とは灣港をいふ。

薄末搖々映夕暉、村入信根著凡微、黄昏五月香澄路、燕雙笠花浸釣磯、 粟山

香取文書、應安比の常陸國海夫注文に、其霞浦諸岸の船津を挙ぐる、下の如し。(數通を合考す)

おほさき(賀波崎)の津 東條常陸入道一方 舞波知行分
なかわたし(馬渡)の津 東條地頭 領家
ふつと(富戸)の津、しただ 一方小田、[illegible]知行分
[illegible]の津、とうてう 一方東條常[illegible]入道
[illegible]の津 小田[illegible]へ[illegible]行分
[illegible]の津 一方東條常陸入道 ふなこし[illegible]
[illegible]の津 小田知行分 [illegible] 東條[illegible]一方
[illegible] 東條庄内一方
[illegible]の津 [illegible]
みつきさき(行方郡倉木崎)の津 [illegible]行分
ふなこ(行方郡舟子)の津 おたか知行分
[illegible](行方郡小濱)の津 てか知行分
しまさきの津 島崎知行分 ふなかたの[illegible] 同、
とみたの津 かめおか知行分
はしかと(行方郡橋門)の津 おたか知行分
さいれんじ(行方郡西蓮寺)の船津 おたか知行分
たかす(行方郡高須)の津 [illegible]つくり
[illegible]の津 [illegible]う知行分
大[illegible] 大せう知行分

[illegible]、今は海潮を謂[illegible]して、霞浦と云ふは、行方郡香[illegible]の地名より起こりたる稱なれども、古は、江[illegible]邊日浦、又大水有小日別通日油」との二義にて、古稱には能くかなへり。

ほのかにもしらせてしかなあふまなるかすみの浦のよまのいさりひ (新後拾遺) 順徳院

さは[illegible]のしほやくあまといつなりて霞を浦の名にはたつらん (夫木) 後九條内大臣

(香澄浦)

霞浦は、香澄里の浦瀬なりければ、又香澄浦といへるなり。風土記に、信太郡の條には「東、信太流海」と云ひ、茨城郡の條には「南、佐禮流海(禮は我の誤ならん)」と云ひ、各郡其接地を以て海に冠らせて呼べば、香澄とは、行方郡の号なりけん。又行方郡の條に「郡内津濟」所謂行方之海、生海松及鹽燒之藻、凡在海雑魚、不可勝載、

(内浦)

[illegible]新[illegible]、[illegible]信[illegible]抄に[illegible]常陸なる[illegible]しかのうみ[illegible]をかたなりければ[illegible]、鹿島の崎と[illegible]のうちなるみといふは[illegible]、すゑはふたかたなり、風土記にはこれを流海とかけり、今の人はうちのうみ[illegible]中[illegible]、ひとなぶれば、北のかた鹿島の郡、南のかた行方の郡とのなかにいれり、ひとなぶれば、北の方行方の郡に、下[illegible]の國のさかひをへて、信太の郡、茨城の郡までいれり、しふるにかいうらうみ、[illegible]のみつるときには、[illegible][illegible]、[illegible]は[illegible]、[illegible]、[illegible]うみ[illegible]、[illegible]北條[illegible]、[illegible]人[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]に[illegible]、東國をして、常陸の國なる内の海に着きたる船待りきに、の名ぞありしなれ、常時高天海に通じたり、されば[illegible]内海[illegible]、[illegible]東國をして、常陸の國なる内の海に着きたる船待りきに[illegible]、[illegible]記には、霞浦は古へは[illegible]、[illegible]百年前に、[illegible]、今の湖を成したるなり、[illegible]、土地[illegible]起して[illegible]、清[illegible]起して、今は其管内に水を滿へて[illegible]、云々。

今按、[illegible]起といふは[illegible]上の兩岐に出づ、其[illegible]もし[illegible]缺かば、浦[illegible]のみ。[illegible]霞浦の如き

崎史謂ふ所の近古以來、海潮絶して淡水と爲れるは、蓋士とし[illegible]、利根の東移に由る。大地の變遷と否とは、近古數百年間に於て、幾何の徵驗あらし。

木曾路圖會云、霞浦は箕輪江の中なり、續後撰集に、順德院「ほのかにもいはせてしかなあけまなる霞の浦のあまのいさり火」また定家卿「春霞かすみの浦を行く舟のよそにも見えぬ人を戀つゝ」など詠まれたり。今按、木曾路圖會に、箕輪江といふは、常總の間の流海の汎名なるが如し。兩も其誤事に、

（箕輪江）香取より鹿島への渡は、廣くして渺々たり、此入海はまた名箕輪江と云ひ、水源ふたつあり、一に利根川、常陸國の大條川、系依川、筑波川、等なり、又江派四あり、霞[illegible]、大[illegible]川、牛久沼、[illegible]川、[illegible]、又四[illegible]あり、[illegible]、香取[illegible]、鹿[illegible]、香取鹿島の南堺、[illegible]の廣さ[illegible]里、見渡す[illegible]いひ、大[illegible]日なり、云々

又思ふに、[illegible]に合はず、されど、是の[illegible]は、もと常陸國志に[illegible]、古人は汎名た箕輪江といひし、[illegible]名に霞浦、牛久沼など云ひ、常總間の大澤（内[illegible]）の名を、すべて、箕輪江と呼ばんとせるを想ふに足る

箕輪江、一名內海、江派有四、一在下總國、所謂[illegible]河也、次一在河內信太兩郡間、所謂牛久沼合之、次一在[illegible]治行方兩郡間、[illegible]所謂[illegible]也、次一在行方鹿島兩郡間、所謂[illegible]浦也、有四島、一在[illegible]、長十[illegible]里、名曰[illegible]島、一在行方郡[illegible]、名曰大[illegible]、其[illegible]在下總國香取郡、江水逆[illegible]遠、[illegible]、[illegible]日在鹿島香取兩郡間、[illegible]常陸國志

南も、古圖書に[illegible]、[illegible]には[illegible]中の[illegible]、[illegible]名と[illegible]せるなら ん

北利根川

[illegible]東南に[illegible]甲、浪逆浦に至る。其北岸は牛堀、上戸、潮來、大洲等にして、南岸は十六島（下總香取郡）なり、一名與功川といふ。潮來川は、北利根の北岸より、一支東に分れて、北浦に通ふものなりと云ふ。

（與助川）香取郡志云、北利根川は、新島村と島と、牛堀町との間に於て、霞浦の[illegible]を受け、東南流し、界島、扇島、加藤洲、[illegible]を[illegible]、[illegible]新田に至り、浪逆浦に合す、蓋十六島開拓以來、自然に流路を爲せしものなり、長二里、濶六十間、舟筏の便頗る多し。

自牛[illegible]、至[illegible]舟中、　　　　　　　　　　[illegible]　大山

[illegible]分地、[illegible]道開、[illegible]南、[illegible]南亦[illegible]、[illegible]、[illegible]前路、[illegible]吹是[illegible]。

◆やしろ◆

八代郷

[illegible]

島崎

今上戸、本須と相合せ、八代村と改む、牛堀の東に接し、古城址あり。上戸は牛堀の東南にて、北利根川の岸邊に居る、此邊の丘陵は、大略三十米突を最高頂とす。

（上戸）黑崎氏[illegible]行云、島崎城主大[illegible]助は、應永中、鎌倉公方持氏に從ひて、上杉氏憲に逐はれ、駿河國に於て戰功あり、子孫世々行方郡に在城し、[illegible]中佐竹氏の爲に亡ぼさる。「按、[illegible]谷記、島崎大[illegible]助あれど、信州諏方郡の住人也、此なる島崎氏と混すべからず。此には早く、島崎重幹大[illegible]助と稱す、乾元元年鹿島大使たり、大使役記」子吉幹、左衞門尉、其子利幹[illegible]ぐ、更に安定と改め、「系圖」彥四郎と稱す「一遍方月[illegible]札」又大[illegible]助たり、應永二十三年、上杉[illegible]秀の[illegible]持氏を[illegible]ふや、持氏[illegible]て佐竹に走る、安[illegible]一大[illegible]、[illegible]一[illegible]月[illegible]す、[illegible]戰死せし也、子[illegible]、[illegible]守たり、[illegible]、文明二年、[illegible]、[illegible]二子忠[illegible]、[illegible]と曰ふ、忠[illegible]は左衞門尉、[illegible]、[illegible]、[illegible]去[illegible]」[illegible]、[illegible]、[illegible]臣民其[illegible]に[illegible]む、[illegible]に[illegible]を進ふ、[illegible]治記」[illegible]年、[illegible]と[illegible]に[illegible]ふ「[illegible]系圖」[illegible]行方氏の[illegible]行方の地を[illegible]す、[illegible]忠[illegible]以來、[illegible]し、[illegible]、[illegible]に[illegible]、[illegible]なし、[illegible]を下し之を[illegible]、遂に[illegible]こと[illegible]ず、[illegible]、[illegible]らる。

板來郷

[illegible]云、[illegible]、[illegible]に[illegible]の[illegible]に[illegible]て、今[illegible]、[illegible]、[illegible]に[illegible]たる。[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、安[illegible]、[illegible]、香取[illegible]、[illegible]、[illegible]の[illegible]なければなるらん、[illegible]仁[illegible]に[illegible]、[illegible]、[illegible]の[illegible]、[illegible]。

[illegible]
[illegible]
訓アシの反イなれば、イタコと假れりと云へるは、妄[illegible]
[illegible]
[illegible]老云、[illegible]、又[illegible]に[illegible]、[illegible]東、調査に改め[illegible]、潮は[illegible]、[illegible]の訓によりとせ、然れとも潮[illegible]高倉[illegible]の[illegible]、紀「里有落劍、於立庫実[illegible]の故[illegible]、[illegible]には構[illegible]べきに、何の故有て、[illegible]な板とは[illegible]、[illegible]るべし

風土記云、從此[illegible]南十里、板來村、近[illegible]濱、安[illegible]、此謂板來之驛、其西榎木成林、飛鳥淨見原天皇之世、遣[illegible]居處之（按、天武紀四年、三位麻[illegible]、有罪[illegible]因幡[illegible]、[illegible]伊[illegible]島に[illegible]たるを、[illegible]、本郷と二國とは、孰れか[illegible]なら[illegible]、[illegible]は其遺[illegible]所傳なし）其海燒鹽、藻[illegible]、[illegible]、斯貴滿垣宮、大八洲所馭天皇[illegible]世、[illegible]、建借間命、[illegible]、即[illegible]引率軍士、行略[illegible]、頓宿安婆之島、遙[illegible]東之海、[illegible]見、[illegible]有人、[illegible]、[illegible]八之[illegible]、其[illegible]、[illegible]中、[illegible]之、[illegible]有[illegible]賊、[illegible]命[illegible]、[illegible]、名曰夜尺[illegible]、[illegible]穴遺[illegible]、常[illegible]居住、[illegible]官軍、伏[illegible]、[illegible]兵[illegible]遁、[illegible]、[illegible]因[illegible]、[illegible]命大[illegible]、[illegible]之[illegible]、伏[illegible]、[illegible]、天之鳥[illegible]、[illegible]唱

日、[illegible]、悉[illegible]出來、[illegible]

[illegible]香島[illegible]方[illegible]之[illegible]、[illegible]白川[illegible]

（久多伊）

郡鄉老云、布都奈は古高村是なるべし、ふつたかと呼ぶ其音近し、香[illegible]に「しまさきの津、[illegible]行分ふなかたの津、國人知行いたくのつ、しまさきの知行分」と連書せり、此、なかた今其地なし、恐はふつたかな[illegible]れるにや、[illegible]代あれて、[illegible]ば、賊の[illegible]も此地なるべし、安伐は、古高の内安波臺と云ふ[illegible]、古高は延方[illegible]の内[illegible]、香取[illegible]安濤大津[illegible]水原[illegible]、延方村[illegible]、（延方古高は失[illegible]の[illegible]にて、[illegible]一村の[illegible]し[illegible]村と稱するは、[illegible]と同[illegible]にて、[illegible]なり[illegible]、和名抄に[illegible]ては、[illegible]、[illegible]六年[illegible]とる後[illegible]、[illegible]田文、[illegible]數、[illegible]に延方[illegible]、香取[illegible]年[illegible]行方[illegible]、板來津」と連書なれども、此頃は延方に屬せしなるべし、「南[illegible]は、[illegible]の[illegible]人の[illegible]て、下[illegible]香取郡に隷せし、[illegible]島と[illegible]の内なるべし

潮來（イタコ）

今潮來町、人口五千五百、牛堀の東南一里、北利根川の北涯に、[illegible]に倚り、地[illegible]に[illegible]郡の南[illegible]に[illegible]高處に[illegible]、[illegible]に香取、[illegible]原の村市を水外に[illegible]、[illegible]の[illegible]、[illegible]根三田の[illegible]、[illegible]の中に在り。[illegible]、[illegible]坊に淫肆ありて、古の津の國の江口、神崎に擬ひせられて、世に[illegible]しく[illegible]、それも一時の事にて、[illegible]の[illegible]く、今は唯名のみつたふれど、[illegible]の[illegible]還てり。

[illegible]、[illegible]有倩致、問之則云潮來所歟、潮來常南地名也、[illegible]

[illegible]

小き所なれども、此邊の都會の地と云ひ、なかしき遊女もあり、謳ふ歌に「人しれぬ、思ひやなぞと萍垣の、中にへだゝるうかれ舟、浪の枕もなかるゝ幾瀬、戀しき時[illegible]、夜[illegible]、まことはなきか、これが誠と年を經し、思ひ重ねて起もせず、ねもせであかす春の夜や、すまぬ心は、すまよ〱と呼ぶ[illegible]、[illegible]津に叶ふとかや、[illegible]、[illegible]は客に對して様と尊敬の辭なりと。〇新志云、潮來は水戸[illegible]内[illegible]、[illegible]香取[illegible]に[illegible]して、常南の一都會なり、其地内海に臨みて、形勝の地なり[illegible]、[illegible]

て寄心なぐさむ、其曲を潮來節といふ、今日行はるゝ二三を擧ぐ、

染て悔しきあい紫も、元の白地がわしや戀し。(墨子染糸を見て悲める意なり)日ぐれがたにはたゞなにとなく、空をながめて涙ぐむ。(又古人の意を得たり)行くも歸るも忍ぶのみだれ、限り知られぬ我思ひ。(古詩に出でたるなるべし)あまりつらさに出て山見れば、雲のかゝらぬ山はなし。いたこ出島のまこもの中に、あやめさくとはしほらしや。

鎮守祠前賣酒家、朱[illegible]繁華、[illegible]畔菰蒲裏、
閑[illegible]子花、
思殺月明夜永清、隨郎何處逐潮行、試從十二橋頭望、
何水何橋無月明、　　詩　佛

潮來圖志云、潮來の里は、東都五町街(チャヤ)になぞらへし[illegible]也、町々の出入ふれは、近き頃まで、[illegible]より、[illegible]もきらず入津せしが、淵瀬かはりて今船もいらず、唯仙臺河岸のみ在る、また西の入口に、[illegible]と云ふ小[illegible]あり、うしろのさし引ある故に、たゞ名つけしならん、又[illegible]より道女町まで十餘町、其間を[illegible]閣下とて、いつ[illegible]木なり、いたこのばら／＼松とて、沖乘船の目あての森とぞ、此處より霞がうら、信田の浮島、手にとる如し。

錆治何等百練金、水光明滅碧流沈、筑波山是佳人黛、
日[illegible]借眉[illegible]鏡心、　　星　巖

潮來[illegible]去大江[illegible]、[illegible]、十二橋[illegible]夜、
無端唱起竹枝歌、　　鉅　野

息軒[illegible]遊紀云、香取[illegible]、有[illegible]潮來者、遂[illegible]、乱北山、[illegible]小渠、半行二里、[illegible]潮來、[illegible]、有潮來曲、傳播海内、南郭服氏、[illegible]、[illegible]潮來詞、其名益噪、而其地[illegible]一[illegible]頭、[illegible]有妓[illegible]六[illegible]、[illegible]麗、中有[illegible]都下[illegible]者、[illegible]、[illegible]、是其一也、有所[illegible]、有所受之、天地之大、[illegible]、不足[illegible]

已、云々、

題十二橋酒樓　　星　巖

衣香吹送往來風、十二橋連板步通、[illegible]月[illegible]花[illegible]、
[illegible]村水市夜[illegible]紅、當樓[illegible]、人在[illegible]影中、
不敢高吟君會否、勾欄直下是龍宮、

新志備云、近世、潮來村に代々年寄と稱し來る家筋の者に、宮本、窪谷、[illegible]戸、石田の四姓あり、元祿の頃、宮本平大夫は十萬兩の分限にて、或時筑前[illegible]十八艘を買ひ取りて、大坂より江戸に下せしことあり、窪谷庄兵衞も宮本に肩を並ぶるほどの身代にして、或年名を大都に知られんとて、江戸中の緋毛氈を買ひ切りしことありとぞ、今は分限の沙汰もなし。

長勝寺(チャウショウジ)

潮來町の中に在り、鎌倉時代建始の禪苑にて、今に古鐘をつたへたり。○利根川圖志云、海雲山長勝寺は、[illegible]日より入る、[illegible]、山門に十六羅漢を安置す、佛殿は南向、十間四面、鎌倉右大將殿の建立なり、[illegible]、[illegible]に文治[illegible]より、[illegible]銘に、

常陸[illegible]海雲山長勝[illegible]寺[illegible]銘、并序、
[illegible]文治元年、[illegible]所立也、迄今元德[illegible]、
百二十餘年、[illegible]、[illegible]門、以
古鐘未[illegible]、[illegible]、住持[illegible]長老、
請於圓覺清拙叟、爲之銘曰、

[illegible]　[illegible]　[illegible]　[illegible]
[illegible]　[illegible]　[illegible]　[illegible]
[illegible]　[illegible]　[illegible]　[illegible]
[illegible]　[illegible]　[illegible]　[illegible]
[illegible]　[illegible]　[illegible]　[illegible]
[illegible]　[illegible]

元德二年十月一日書　中書、[illegible]（[illegible]人）
大工甲斐[illegible]　大檀主下總五郎[illegible]円道號
住持傳法沙門妙[illegible]　大檀那相模[illegible]定門　崇[illegible]

仲春朔、偶過潮來長松禪寺、其後山、放眼東南、
水天一色、雨奇晴好、[illegible]、　常　山
[illegible]双林、[illegible]上長[illegible]、一日[illegible]來[illegible]逆水、
滿碗吐出[illegible]音、（原注云、[illegible]逆[illegible]名）

潮來川(イタコ)

潮來の市街の南なる溝渠にして、北利根より延方村の方へ通して、北浦に落ち合ふ、前川、又[illegible]部川とも云ふ、長一里。循東北一里は、北浦を横絶して、鹿島の大船津に達すべし。○利根川圖志云、[illegible]邊川は、潮來の前の川をいふ、北利根川の分流にて、末は延方より、浪逆の浦に落つ、此川の名は、むかしいたこの大和屋大兵衞抱の遊女その、朝夕びん水を流しける故、そのべ川と云ふとなん、[illegible]政香取日記云、あるた大舟津より舟にて、潮來の小川をのぼる、この川もとは河の下つ瀬の分れて流るゝなり、その川中にいくつともなく、網代の床なかまへ、床の前に簀をたてゝ、すの中にて大きなるさでして、小さき魚をとる、いざり人は小舟にて通ふとおぼし[illegible]、[illegible]の[illegible]へに舟つなげり、

とれ川やあじろの床にひとよねて浪にいざよふ月をみてしか。

大洲島(オホズ)

潮來川の南にて、一邊は與助川、一邊は浪逆浦、一邊は北浦に至る。[illegible]く近世の開墾に係り、田土の標高二米突許、是れ寛永三年の開[illegible]に[illegible]、水戸紀年、[illegible]也[illegible]衞[illegible]開墾せし者とぞ、大洲島の東南を、德島といひ、延方村の所屬とす。

辻(ツジ)

今津知村と云ふ、潮來町の東に接し、延方村の曲松との間を指す。香取海夫注文に「行方郡古津」あり、ツ[illegible]とよむ[illegible]。

常陸[illegible]云、潮來より香取までの間、出島多し、そのうちの一島、昔より下總に屬せるか、本國に屬せるか、定かなることなかりしに、双方論じて決せず、此方にて

中しては、古き唄に「潮来出島のまこもにも、君にからみて戯れき」と云へる詞あれば、出島はこなたに属せることとはしれども、其詞の理にかなはずと論られて、下総へとられたり（…）。

餘戸郷

和名抄、行方郡餘戸郷、今詳ならず、恐らくは延方村にあたり、板来郷の東とす。郡郷考に、小舟村の南見に擬せられしは、地形合はず。延方には、香取の別宮ありて、彼神宮鹿安の済夫注文に、水原津、江崎津、延方津など録する津に由り、在住の済夫の香取の神戸の類なりしを知る。済夫即アマへにて、其済夫は、他の田土負担の民に比すれば、異なる生計を営し、且神宮奉仕の部民なりければ、特に餘戸てふ文字を充てられしやも知れず。畢竟するに、延方、江崎、水原など地を指せりと悟るべし。

部郷考云、出雲風土記、意宇郡餘戸里條に「依神亀四年編戸、立一里、故云餘戸」これ餘戸は神亀の制なり、本國風土記に、餘戸なきは、是神亀以前の書たるなり、本郡の餘戸は、井上、高家等の郷を置きたる時に置かれたるなるべし。

(地蔵河岸)

延方（ノブカタ）

今延方村と云ふ、潮来の東一里、其西偏を曲松と字し、潮来川に岸せり。東端を地蔵河岸といひ、鹿島大舟津への渡頭とす、距離十町。江崎湖崎など称ふるも此邊なり、其北を神宮と呼び、香取神社あり、神宮の西北なる岡野の中に、古高の部落あり。

鹿島文書、建久二年、揖政々所寮下文に「行方郡、常社神領、本納加納、麻生、大生、延方等地頭、是常宮留分、潮神用」云々

(江崎)

部郷考云、風土記、板来里の條に「改謂所（ノツトミ）は、今謂布部奈之村、安殺所（ヤスク）言、今謂安代之里、吉殺所言、今謂吉前之邑」云々、布部奈は古高村是なるべし、フツタカと呼び其音訛し、安代は古高の内、安波（アハ）寮と云所なり、吉前は

(古高)

延方村の内江崎（エザキ）あり、香取鹿安済夫注文に、行方郡、江崎津、信方津とある所是なり、延方、古高は大牙の地にて、其形體一村なす。黒崎氏祀行云、延方は、文化中水戸の小宮山氏（昌秀）郡宰として此に駐める時、聖堂を建て、学校を設けられたり、又此村に普門院地蔵堂とて、世に信仰を得る佛おはす。

菅芒当国霜猶落、牛夜歸來鶴翎纖、野鶴常沈月光白、
蘆花無色満秋江、　吉川天浦

按、水戸藩の郡校は、文化中の延方内田山の聖堂を始とす。天保の弘道館、文武修業の際に至りては、延方は已に廢たりと雖、封内の名邑、大田、大子、小菅、湊、小川、玉造、潮来等に、各校舎を建て、士庶俱に学に就くの風を開く。當時、藩内有道の政は、水府を推して指首とせしも、其所なり。而も、烈公の賢にして、藩中の内訌を治する能はず、江水の嫉悪は暫く之を措き、元治の事變に及び、惨禍甚し。世因りて疑ふ、水戸の惨禍は、烈公士庶文武の教育、たまへ之を揺けりと、味者闘之に惑へり、賢者も論ず能はず、悲いかな。

大生郷（オホフ）

和名抄、行方郡大生郷。○今大生原（オホフハ）村是なり、餘戸郷の北にして、東は北浦に向ひ、西は香澄郷に至る。

風土記に、大生里、古老曰、倭武天皇、坐相鹿丘前宮、此時膳炊屋舎、構立浦濱、編桴作橋、通御在所、取大炊之義、名大生之村」是によれば、於保非乃不緋りて於保乃不となれるなり、又同書に「大生里、建部袁許呂命、得此牛野馬、献於朝廷」云々。香取済夫注文に、行方郡尾字津とあるも、大生の津に擬すれど、信否知れず。

水原（ミハラ）

今大生、釜谷（カマヤ）、大賀と相合せ、大生原村と改む、延方の北一里、麻生の東二里、北浦を隔てて、鹿島郡の溜尻、爪木に対す。水原津の名は、香取済夫注文に「小栗へちこ知行かなつ」と見えたり。

(釜谷)

部郷考云、釜谷村は相鹿の隣と潮を隔へて相対し、南も大生郷の清濱存すれば、風土記に云ふ、膳炊屋舎の地にて釜屋の義を以て名とせしと事思へし（香取済夫注文には釜谷津に作る、其義を失ふ）村名數「釜谷」の故事を存せるも、亦希有の事なり、

大生神社（オホフ）

水原の西北一里許、大生の地に在りて、鹿島神の末社とす。新志云、小高含暦陳聖「大生部麿」、彼等並同郡大生郷、於大生大明神、鹿島末社）地頭等、代々于今知行、与相違」とあり、鳥羽は常陸東相良の人なり、今はたゝ神主はかりの預にて、他に続ふ事なし、天正年中兵燹に逢ひ、旧文書は烏有すと云へり。

大賀（オホガ）

今大生原村の大字なり、古之を以て風土記、和名抄なる逢鹿郷と擬せらるゝも、其地大生に近接して、今置い影移相合はず、蓋、古の逢鹿郷は、今、大賀の地にあたり、大生郷の北隣なり。されと、鹿島文書、弘安五年十二月、鎌倉将軍家より、行方郡大賀郷を寄せられし由見ゆれば、中世以降、大賀郷と云ふは、大生郷より分立せりと知るべし。

逢鹿郷（アフカ）

和名抄、行方郡逢鹿郷、○今大田村、及び大和村の南偏なる周、宇崎、白浜等にあたり、大生郷の北、西は麻生、小高郷に至り、東は北浦の汀に対す。

風土記に相鹿に作り、相鹿丘崎宮に、倭武天皇の膳輿せられしことを載す、此記行は、東海平定の後、常北日高見よりの帰途に属する歟。又「倭武天皇之後、大橋比賣命、自倭降来、遇此地、故謂安布賀之邑」と見ゆ、大橋比賣は他書に載せざる所、恐らくは弟橘比賣の姉ならん、異傳といふべし。○鹿島文書、嘉暦三年執達状に「常陸国相賀郷、正和三年以来、神用等事、（中略）早遂結解、有未進者、可令究済云々、行方中□□□女子」とあり、此郷は行方常陸四郎入道地頭にてありしな、其人に譲り

たるなり。香取詣天注文に、行方郡逢賀津とあり。

矢幡(ヤハタ) 今根小屋、石神と相合せ、大和村と改む、大生原の北にて、麻生の東北一里半。根小屋に相賀氏の城址あり。

根小屋は古城地の義にて、諸國に多し、此城は常陸大掾の後、相賀氏となりて、天正の末まで居城せり、村中相賀山龍翔寺、西平村相賀山持福寺あるは、皆其名の遺たり、今岡、岡平、根小屋、宇崎四村を岡四ヶ郷と云ふ、是必古郷の地なり、近年大生村の地を分て、大賀村と名付しは、此地名を遷せしなれども、舊地とまがひ易し。

(相賀)

〔郡郷考〕〇鹿島文書、徳治二年の下知状に「鹿島社大禰宜能親、與常陸國石神地頭六郎四郎幹親、六郎五郎定幹等、相論當社供料米事、右定幹等、嘉元元年以來、未濟之由、能親申之處、親幹等陳状者、合定濟之間、請取分明也」云々とあり、土俗の説に、石神氏は天正中まで存す。

(石神)

岡(チカ) 或は岡平と云ふ、蓋相賀村の北にして、根小屋の北なる高平の地なれば也、宇崎の東に、宇崎、白濱あり、北浦の崖岸に居れり。

郡郷考云、風土記の[illegible]をおけるにや、今岡平持福寺(常當持福寺)の地は、相鹿の丘前宮の舊趾にして、高く流海の灣に枕み、宇谷の濱より、[illegible]、千載の上を想像して、目撃するが如し。

道田郷(ミチタ) 和名抄、行方郡道田郷。〇今大和村の北偏の諸部落にあたる、道田郷の北、東は北浦に臨み、西は小高、行方の両郷に堺す。風土記に、之を香都里の南、田里といへり。

(田里)

郡郷考云「香都里南、名田里(ミチタ)、息長足日賣皇后(神功)之時、此地人、名曰古都比古、三度遣於韓國、重其功勞、賜田、因名、又有波都武之野、俗云夫里、停宿此野、修理弓舟、因名也、野北海邊、在香島神子之社、土塉櫟柞楢、一二所生、(按、刊字詳ならず)中山信名曰、是の田里は即道田なり、其故は道臣命丹波を討平げし功にて、丹波道主の稱を賜はりし類にして、三度まで遠國に使せる道路の功にて、賜ひたる功田なれば道田と云ふなり、又按、鹿島郡濱里と同じく、其初は田里なりしが、後地名二字の制より、故事に因みて、道田となりしなり、今は道田の名を失へども、香都の南、大生、相鹿の北にて、一帯の高地を指すべきは、小牧に過たる地なし、若其地なら[illegible]、

小牧(コマキ) 今蔵川、青沼、四鹿、新宮、大掛、荒田等と相合せ、大和村と改む。矢幡の北一里、方言カウマキとも唱ふれば、古の香牧歟。

鹿島文書、乾元の小高大掾陳状「凡公首、於大禰宜職者、不依譜代之間、不及委細、至于役内依在家者、當小牧郷内之間、地頭行方末[illegible]景當、前鹿島惣検校、今升信之間、知行十二郷、鹿島田所職内給主分、景幹升領之、[illegible]、仍小牧者、為香取大明神御祭料所之間、學士知[illegible]、[illegible]大明神之間一个[illegible]」とあるは、この社を遷せしものと見えたり、又同文書の内の「大禰宜[illegible]士知行之寄進状者、能親七代養祖則道所領」とあり、この則道は[illegible]保[illegible]相比[illegible]なり、其安[illegible]、乾元田文[illegible]に小牧[illegible]せたり

波都武野(ハツム) 今小牧の名に[illegible]、風土記に見えたり、上の道田郷の條に参考すべし、[illegible]、郡郷考云、小牧[illegible]、[illegible]より[illegible]、[illegible]なれば、是即風土記の田里の[illegible]、小高大[illegible]に、此地に香保[illegible]、[illegible]、鹿島宮に[illegible]、神牛神馬の牧なりし事を説す、今小牧をかうまきと唱ふるも、訓に神牧なりたる[illegible]、さらば其[illegible]は波都武之野なる事も亦知るべし、

四六(シロク) 今大和村の大字とす、[illegible]、名に[illegible]、すでに「鹿島文書嘉元四年下知状に「行方郡四六村地頭、輔行、行幹、行賀(中略)右地頭等、嘉元元年以來對捍之由」云々とあり。

蔵川(クラカハ) 今大和村の大字とす、鹿島文書に倉河郷といふにあたる、小牧と同の間なり。

武田遠江守請文、文永三、六、八、

下河邊左衛門尉入行景申、常陸國行方郡倉河郷、倉河三郎太郎跡、并同郡小牧郷内、小牧彌十郎跡等事、任去年八月十五日御下文、同九月二日、御施行之旨、宍戸備前守相共、任御下知状、雖沙汰付下地於行景候之處、於倉河郷者、手賀上用[illegible]丸、并主之小牧郷者、小牧彌十郎等、相語惡黨人、無是非引率多勢、擬及合戰之間、不能遵行候、若此條偽申候者、日本國中諸神、殊八幡大菩薩御罰等、可罷蒙候、以此旨、可有御披露候、恐惶謹言、

文和二年三月廿二日　遠江守高信請文(花押)

青沼(アヲヌマ) 今大和村の大字とす、蔵川の西に接す。〇鹿島大禰宜文書、文保二年禰宜家の下文に「小牧郷者、有内外之異、而内外小牧村者、下地雖為地頭進止、有限所當者、為目代所納、給主徵納之、内小牧村者、就于大禰宜職、為本所一圓進止、地頭更不相綺之地也、而外小牧村地頭十郎太郎、當村所當、年々打留之、余剰以小牧村、去乾元二年六月、自本所給之、令謀作御下文、押領之間、大禰宜良親、國目代賜御擧状、進上關東、任文永弘安御下知、可被行罪科之旨、言上之實書、將又近衛北殿御代、去正和二年五月、良親重賜御下文、就合領知當村之處、[illegible]當官御下文、重[illegible]押領之間、再三訴申之處、[illegible]、去年貢之比、以舍弟[illegible]次[illegible]面、構[illegible]給主職、打入[illegible]料所、加納内相賀、青沼、倉河等、依致苅田狼藉、被收公外小牧村、被[illegible]守[illegible]、愛守護代源七入道、[illegible]内小牧村、混守護領、當[illegible]之間、中狀

子四丈之、□守護代々之旨、彼所々之中、内小牧村者、□□□□□之間、□□可申給云々、然後、守□□□□□□分、□□□□、□□□□之條、□□之上、□□□□□□□□□□□□□□□□等之上者、□□□□□□分明也、所當、□□□□、□□□□□□領、□□□□代々□□□□、以下□□□□道理、□□子々孫々、□□□□□□云々、當代の田制を研究するの絶好材料たり。

新宮（シングウ）　今大和村の大字にして、小牧の北とす。〔新編常陸志〕新宮刑部、又打越光當、鹿鶴寺と称す、行方郡新宮に居る、元羽州由利十三頭の一也、父を孫太郎と云ふ、……、光隆、慶長七年、三千石を食み、此地に移封せらる、萬年集成、十二年、元和九年、復羽州矢島に徙る〔十三頭記〕。

[illegible]部郷　和名抄、行方郡[illegible]部郷。今津澄村、要村にあたる如し、道田郷の北。西は行方、提賀郷に並び、東は湖海に至る。[illegible]部と高家の二郷、其位置疑なきにあらねど、武田を高家に宛てたれば、推して[illegible]部を其南に宛つ、或説、成田の化蘇沼を以て、[illegible]部の訛なりと云ふは信け難し、弘安図文、嘉元田文に[illegible]部の名なし、早く亡びしを知る）

風土記云、……當麻……、其南……、曰、寸津毗古寸津比賣、……、當天皇……、……化、……、愛……、……、……焦、……、……自……、……里、……由……、其……小拔野之頓宮。

繁昌（ハンジヤウ）　今山田、中根、吉川と相合せ、津澄村と改む。小牧の北にて、麻生を距る三里半。吉川は繁昌の東に隣り、湖岸なれど、中根は繁昌の西にて、高岡に接す、中世此邊を二崎郷といへり。……一書に、繁昌とは、後世の名にて、古は……と云へるなくに……とも見ゆ、鹿島文書に、大崎郷……見ゆ。

吉川（ヨシカワ）　今津澄村と改む。

鹿島社大禰宜能親代長固、申常陸国行方郡大崎郷内、吉河村地頭……、成井村地頭……太郎……、六郎太郎胤幹、相賀郷地頭……氏、山田郷地頭牛熊丸、行方余一太郎……、小高郷地頭六郎太郎……（如字有欠）四六村地頭……、行……、相……當社供料……以下事、
右地頭等、嘉元元年以来、……之由、……訴申、……下之處、……遂結解、……可致所見也、……
貲、……後、可有……依……、下知如件、
嘉元四年十一月廿日

山田（ヤマダ）　今津澄村の大字にて、繁昌の北なり。湖岸に居り、玉造へ二里半。鹿島郡……と水を隔てたり、
鹿島文書、嘉元四年、行方郡山田郷地頭、牛熊丸云々とあり、この人も大掾の族なるべし、山田左衛門尉治廣、永祿中の人なり、矢田部文書に見ゆ。常大記には「行方郡山田津、小高知行分」とあり。

小幡（ヲバタ）　今高岡、行方と相併せ、要村と改む。山田、繁昌の西にて、曠野の中に散在す、山田へ一里、玉造へ一里半。

義貞……所領等事（烟田文書）
常陸国行方郡小幡郷内、大和田村、限東高岡郷堺、限南大河内、限西……堤……北、……
……、限北……堺、（中略）
右……、……
自……、……也、……

（高岡）

子々孫々、……、……
……、……
……、……
延元元年、……六月廿日
部……、烟田文書、……小幡郷内……見ゆ、……
ここの……和名抄、……

（有見）

行戸（ナメド）　今要村の大字にて、小幡の西北半里、手賀、井上の東にあたる。

高家郷（タケヘ）　和名抄、行方郡高家郷。（今武田村なり）、[illegible]部郷の北、東は湖岸に至り、西は……に……。……武田氏の古居に據りて、武田郷と唱ふることとなれり。高家は風土記に見えたる……郷内小拔野の名は、書中に出でたり。……先有……として、高家は、風土記撰進の後に至りて、建てられたりしかと云はれたり。○甲斐国守……武田信義……廿三年……、……、行方郡武井郷に居る、子……、……宗……、嘉吉元年、……七郎……、東兵亂記、仍て……に居り、……と云ふ。〔家傳、家系〕

（武井）

武田（タケダ）　今武田村と云ふ、内宿、両宿と云ふを本村とし、次木（ナミキ）、小貫、成田、三和、長野江等の大字あり。山田、小幡の北にして、玉造の東二里、鉾田の南一里半。

……部……云、高家郷は今武田五ヶ郷と称する是なり、此辺亦風土記の後に建たるなり、弘安図文武井に作り、……建武三年文書、武井に作る、……甲斐武田氏の族、七郎五郎信久、……、此地に居り、子孫其氏を以て地名を改む、其……に見えたり、鹿島文和中文書、武田式部七郎高信、又遠江守とも称するは、此地の地頭なり、香取……安……註文にも「鳴田津、武田知行」とあれば、文安、……の頃、武田氏之に拠りたり、但高信の系は詳ならず。……

正十九年、武田信房の時、佐竹氏に滅さる、佐竹の出羽に移るに及で、慶長七年、仁賀保讃岐守此邑に封ず、田壽高存、元和九年、復羽州へ移る。

小貫（ヲヌキ）　今武田村の大字にて、其西にとなり、東原野の東南にあたる、風土記小抜に作る。

行方郡當麻郷、古有國栖、日寸津毘古寸津毘賣、二人當倭武天皇之幸、遇逢奉拜、天皇降恩旨、放免其房、更廻乗輿、幸小抜野之頓宮、寸津毘賣引率姉妹、信竭心力、不避風雨、朝夕供奉、天皇欸其慇懃恵、所以此野謂宇流波斯之小野。

（宇流波斯野）

成田（ナリタ）　今武田村の大字なれど、其東北にして、北浦の岸邊なり。中世、成田庄といへるは、武田氏の知行ながら、別に其北なる串挽、野友等をもふくめりと云ふ、或は鳴田につくる。

（鳴田）

新志云、鳴田郷は、成田の古名、武田村の南の野に小沼あり、水自出す、之を化石沼と云ふ、この化[illegible]沼の[illegible]異説の[illegible]なり、國よりも寸津と云ふに一説あるも、されど、たしかならず、書は節香嶋の書なるべし、今武田の東、浦にそひたる里なれば、鳴津とも云ひ、東に[illegible]成田は香取宮の[illegible]注文に「鳴田郷[illegible]武田[illegible]」と見えて、古香嶋の境たることは明なれ、[illegible]はこれにて解くべし。今按、[illegible]郷、化[illegible]の説は信ず難し、成田は武田寺の北なれば、[illegible]鳴田とは同しからず。

部[illegible]考云、鳴田庄を[illegible]、[illegible]鳴田文に嘉日を成[illegible]るは、所謂不書公領庄と見えたり、[illegible]中に年[illegible]月長寿院散状「常陸國鳴田庄、請實持明院左衛門督局領、長[illegible]貢國絹百疋、[illegible]約二百両、同七月御八講[illegible]重、閏月兵士三人、百[illegible]以色代[illegible]貫文[illegible]濟之、或濟之年紀、不存知之、近年代錢絹代六貫文、二月[illegible]供一貫四百文、外[illegible]云々、此庄は所當を守り、[illegible]、[illegible]月ある時は兵士二人を出し、其代りに[illegible]色代と云へりと見ゆ。

當麻鄕（タギマ）　和名抄、行方郡當麻郷。[illegible]原[illegible]鹿は當麻の[illegible]なり、風土記に據りて正すべし、[illegible]、大和[illegible]といふべきことに、大和國の同名に[illegible]著し、今の[illegible]村にあたり、[illegible]の北、[illegible]原[illegible]の東にして、其北界は巴川を以て鹿島郡の[illegible]と相限る。巴川の北岸にも、當麻の地名の存るは、當麻の遺名の後れる者か、中世以来は、タクマと呼ぶ[illegible]、[illegible]の[illegible]に[illegible]べし。

風土記云、自郡東北十五里、當麻之郷、古老曰、倭武天皇巡行、過于此郷、有佐伯、名曰鳥日子、縁其逆命、隨便略殺、即幸屋形野之頓宮、車駕所經之道、狹地淺[illegible]、取[illegible]之義、謂之當[illegible]、[illegible]俗云多支多支斯野[illegible]、古事記景行卷「倭建命曰、今吾足不得歩、成當藝當藝斯形」[illegible]

（屋形野）

[illegible]

串挽（クシヒキ）　[illegible]引に作る、今高田、野友、串挽、[illegible]富、青柳と相合せ、秋津村と改む、鉾田町の東北に[illegible]半、鉾田町と巴川を隔てて相對し、巴川は此間にて北浦へ注く。

青柳（アヲヤギ）　今秋津村の大字にして、行方郡の極北境にあたる。（或は、古の茨城郡白河郷の域内たりしやも知らず。）近年、青柳の下に内に字する畑より、四鉢の土偶を發見したり。「人類學會雜誌」）新志補云、天正中、武田大膳勝信、此地に居り、子孫青柳を以て家號となす、其城址を[illegible]舘と云ひ、今に至て尚存せり。

鹿島郡

鹿島郡（カシマ）　行方郡の東の湖海（名つけて北浦と云ふ）を隔て、大洋に沿ひて、南北に長き半島状の地なり、今面積三十方里、人口六萬、二十二町村に分つ、鉾田に治す。

[illegible]は、鹿島郡現管の巴前村、大谷村、夏海村を東茨城郡の下へ移す、[illegible]鹿島、行方は共に[illegible]なれど、斥[illegible]、往々不毛の荒蕪を見る。[illegible]田の排[illegible]に足る[illegible]あるのみ、當に二郡を合同して、一治と爲すべし。

鹿島は和名抄、加之末と註し、十八郷に分つ、或は香島に作れり、其地もと、海上國造と那賀國造の部内なりしか、孝徳帝大化五年、海上の一里、那珂の五里を取り、神郡を建て、以て鹿島神に奉す、即鹿島郡の初見なり。又其名義は、地形に取りしやの疑ありて、古人亦其説ありと雖、那賀國造の祖、建借馬命は、崇神帝の時の人なり。又中臣の祖、大鹿島命は、垂仁帝の時にあたり、其子臣狹山命は、倭武帝に奉仕し、又鹿島神を此地に祭れりと云ふ。「國造本紀、風土記、日本紀、中臣系圖」然らば、鹿島とは、もと天之大神（坐[illegible]）の別名にして、郡司

（香島郡）

國造たりし中臣氏の祖なる、國の鹿島命が持寄せたるによりて、ますく〜世に著れしなり、風土記の原注に「香島國にます、天津大御神」とあれど、是れ追書に係る。香島は其神名に出でて、人名、地名、郡國名にも移れるものと列知すべし、風土記に「天にては號つけて香島の宮と日ひ、地にては豐香島の宮と名つく」とあるこそ、其實を得たれ。また信太に、香島神は、崇神帝の時に、大和國大坂山に靈驗を示し、導いて建借馬命の東國に降り、大鹿島命の伊勢の祭官と爲る等の事ありて、倭武天皇の東征あり、國造北年苫の後、此神力に頼るあり。風土記に、

古老日、倭武天皇之世、天之大神、宣中臣巨狭山命、今社御舟者、————巨狭山命答日、謹承大命、無敢所辭、云々、

と録する者、其武功に大神を祭りし、其地因の書詞たるし。字句滿失、其書を傳り誤りしと雖、之を上古の歴史、若びに東國化服の事蹟に參考すれば、香島の神威の漸復せるは、當に其神、其行の際なりと、斷定すべきに似たり、

風土記云、古老日、難波長柄豐前大朝、馭宇天皇(孝德)之世、己酉年(大化五年)大乙上中臣□子、大乙下中臣部兎子等(續紀、天平十八年、鹿島郡中臣部廿烟、古部五烟、賜中臣鹿島連姓)請總領高向大夫、割下總國海上國造部內、輕野以南一里、那賀國造部內、寒田以北五里、別置神郡、其處所有天之大神社、坂戸社、沼尾社、合三處、總稱香島之大神、因名郡焉、風俗說日、霰零香島之國

風土記に、大乙上中臣□子とあるは(鎌子)、鎌足にやともいへり、鎌子を當國の人なりと云ふ異傳さへあり。郡領の世に改まりて、天平勝寶中、大領中臣千德ありて、郡司宮司は代代同姓なる事、貢案に代格に載たり、後大掾平氏吉田清幹の子、鹿島六郎成幹、其子三郎政幹、源右大將家より鹿島社惣追捕使を命ぜられ、子孫天正の末まで盤据せるは、其始めに郡司職を兼攝せしなるべし。

鹿島灘（カシマナダ）

本部と下總海上郡の交界、銚子湊(利根川口)より茨城郡磯濱、那珂湊に至る沙濱に對する洋面に名づく。南北十八里と稱し、古の鹿島郡の全長なり。或は鹿島灘を鹿島洋、又浦といふことあれど、浦名は內海に呼ばるべきを至當とす。

鹿洋觀濤　　南郭

東溟渺渺□壯哉、乾坤日夜大潮迴、四維瀰漫傾天涌、百道奔□拔地來、瑞白戰連龍骨碎、積珠爭剖蚌胎開、經□□態堪相□、偃蹇當年七發才、

水路志云、銚子港より三十五海里、那珂港に至る間の海岸は、沙濱にして、樹木多し、此邊の海面を邦俗に鹿島洋と稱ふ。

北浦（キタウラ）

行方郡と鹿島郡の間なる湖沼にして、南北六里、東西三十町、乃至六町、最狭きも一里に滿たず。之に歸注する諸水は、巴川を最大とし、西は西浦(霞浦)に相交通す。(潮來間に出で、其南は浪逆浦に連なり、利根の大江に流下す。

北浦は、古人又之を流海(ナガレ)と云ひ、或は浪逆海(ナサカ)の一支灣として說きたり。仙覺法師が「流海とは、其一流は鹿島郡と行方郡との中に入れり」とある、是也。且、其北の名あるは、浪逆の北に連なれる內海なればならん。一書に、北浦に高天浦の命名せるは、誤れり。今江上の水路は、北浦筋と稱し、下利根、并びに西浦より入り、大舟津、鹿島、水原、山田、札等を經て、鉾田を終點とす、昔夜定期の汽船あり。(北浦の運河開鑿(紅葉堀)とは、近世水戸藩の計畫せる所なりしが、其成功を見ずして止めり。是れ北浦の終北より、三里の平野を斗破して、涸沼に至り、以て磯濱那珂湊の航路に結合せしめんと試する者なりき。北浦の南偏、居切の沙丘を東に穿開し、一條の排水路あり、長五十町。是れ亦北浦の漲水の、潮田を浸すを防かんとする者にして、明治何年に其工を起せり、尚も排水所期の如くならず、今は其苗跡を改築して池塘に代用す。

浪逆浦（ナサカウラ）

今北浦の南、鰐田溝(古の香取海の支灣)の東にして、北利根川の集會する江灣に、其名を唱ふ、其北偏に鰐川浦の稱名あり。古昔の浪逆は、其南に通じ、方十町許の廣さあり。其東岸は鹿島郡中島村(息栖村)、北岸は行方郡潮來、西方の大湖は香取北多なる香取の海の上流こそ、とけば絕にすれなどかたえせむ、(高藻、常陸國誌)

(奈左可海)

浪逆は、古人之を海と云ひ、鹿島、香取の間の內海(ウチノウミ)の汎名とせり、されど後世江湖の浪逆は頗る縮小し、今は僅に一灣の名と爲せど、古の浪逆海とは、安是湖(アゼノミナト)(今の銚子港)を海門とし、三宅浦、香取海をも籠絡し、北浦、西浦(香取流海)を僻支とせる大江なりしと知るべし。相係屬せる諸水を合考するに、當時之に歸注せるは、衣河(毛野河即鬼怒川)を大なりとし、利根河は未だ集會せざりしと悟るべし。

仙覺鈔云、常陸國になさかの海と云は、いづくに有ぞと、年頃あまた人に尋ねれども、すべて知たる人なし、名をだにも聞かずと申す、されば力及ばずにありて、これを按ずるに、常陸の鹿島の崎と、下總の海上とのあいより、遠く入たる海あり、末はふた流れなり、風土記には、これを流海とかけり、今人はうちの海となん申す、其海、ひと流れは、北鹿島郡と南行方郡とのなかに入れり、ひと流れは、北行方郡と南下總國の堺なへて、信太郡、茨城郡までいれり、然るに、彼の海塩のみつる時には、波ことにさかのぼる、然ればさかのぼる義によりて、なさかの海と云べきなりけり、彼ふた流れの海、玉藻多く生なびけり。

今昔物語云、源頼信朝臣、常陸守になりて、其國に下

りける間、下總國に平忠恒といふ兵ありける、私の勢力極めて大にして、上總、下總を皆我まゝに進退して、公事をも事にも不爲りけり、亦常陸守仰ぬる事をも、事に觸れて忽諸にしけり、守大に此を咎めて、下總に超て、忠恒を責めむと爲るに、其國に左衞門大夫平惟基といふ者あり、三千騎の軍を調へて、鹿島御社の前に出來會たり、然許白く廣き濱に、卅町許が程に、朝の事なれば、弓の張り朝日に耀きて見えけり、守は館の者共、國の兵共打具して、二千人許こそ有りける、然れば此軍兵の、鹿島の郡の西の濱邊を打立たりけるが、人とは見えず、爛々とする弓のみにして、雲の如くなむ見えける、世の皆物語にこそすれ、只此許軍勢不見とぞ、奇異がりける、衣河の尻やがて海の如し、鹿島、梶取(カトリ)の前の向に、顏の見えざる程なり、而るに彼の忠恒が栖は、内海に遙かに入たる向にあるなり、然れば責めに寄るに、此入海を廻て寄なば、七日許もまはるべし、直ぐに海を渡らば、今日の内に責められぬべけれど、忠恒勢ある者にて、其渡の船を皆取り隱してけり、守の日く、頼信、坂東は此度なむ始めて見る、然れば道の案内可知にあらず、然れども、家傳へに聞き置る事あり、此海には淺き道、堤の如くにて、廣さ一丈許にて直ぐ渡りけり、深さ馬の太腹になむ立つなる、此の軍の中に、[illegible]なく其道知りたる者あらむと、馬を擡早めて打寄ければ、眞髮の高文と云ふもの、前馬仕らむと云ひて、驅け出て、其一束從者に挿せて、打下して先に葦を突差々渡りければ、此れを見て他の兵共も、悉く渡りけるに、游ぐ所二所ぞ有ける、云々。

鹿島の内海、又鹿島浦といふも、浪逆浦の異名のみ。

しほひるまかしまの浦といふ浪の[illegible]ふるこそ見るべかりかれ、「名寄」

郡郷考云、浪逆浦は、文永中の仙覺法師の萬葉鈔に因り、再その名は顯れたり、當時幸に波逆の樣あるを目撃せし故に、其考を得たりしなるへし、風土記の頃だに、已に三四里の洲ありし湾なれば、今は一千餘年の後、大かた村落、又は水田となり、潮來と延方との水田の間、纔に沼の如き一所を指て、専浪逆浦と云ふ、桑滄の變感歎すべし。

舟中偶作　　常山

常陽波逆浦、壯觀甲東關、微動風紋浪、半消雲深山、
築波築水上、浮島浮雲間、環景自行客、此身不許還、

海上潟(ウナカミガタ)

浪逆浦と相連接して、江水別に相限る所なし、下總國海上郡(南岸)の方より、此浦をかくは呼べり、下總、重出す。

はるかにも來にけるはとそしられける海上潟を浪こしに見て、「光俊家集」

此歌は、寛元元年十一月、鹿島社に詣て侍けるに、かの島さきのむかひは、うなかみ潟になん侍り、岩高く、松所所に生たり、うち海へたゝりて、いと近く見わたされたるなり、云々。

松浦郷(マツウラ)

(常陸原)

和名抄、鹿島郡松浦郷、　今東下村、矢田部村、若松村等にあたる、即本郡の南東端にして、下總海上郡の地と江を隔てゝ相對し、古人の若松濱、又は鹿島崎といへる是なり。近世は専常陸原(ヒタチ)と稱し、沙丘の長五里、横幅一里許(輕野郷へわたる)大洋長汀其表面を作し、最荒蕪の境土とす。

郡郷考に、松浦郷とは、今高天原より南、粟生五ケ村の地なるへしと說けど、粟生邊は輕野(カルノ)郷の域内のみ。松浦郷は同其南にして「南去輕野里若松濱之間、可卅餘里、此皆松山、伏苓伏神毎年掘之、其若松浦、即常陸下總二國之堺安是湖、之所有沙鐵、造劍大利、然爲香島之神山不得輙入伐松穿鐵也」とあるに依據すべし。松浦とは、若松浦(ワカマツ)の謂にして、浦とはやがて安是湖の海門より、三宅浦にわたれる水濱なれば、かく名づけられしことも推知せらる。

(若松浦)

凡松浦、輕野、中島の三郷は、風土記に「孝德帝已酉年、割下總國海上國造部内、輕野以南一里」とあるにあたれば、初めには輕野の一郷なりしを、後三郷にもなれる也。彼常陸原の名も、此地が本來下總海上の部内なれど、常陸那珂の部内へ連接すればこそ、殊に常陸原とも呼ばれたるに因れる也。

安是湖(アゼノミト)

(芦浦)

湖は此に湊に同し、海門(ミナト)の義なり、遠江國猪鼻湖神社に合考すへし、是れ今の銚子湊にあたり、風土記に「香島郡南、下總常陸堺、安是湖」とあるを典據とす。又「其若松浦、即安是湖」ともあれば、位置明白なり。但、論者或は之を以て、景行紀行の葦浦(アシノウラ)と爲すは、猶確論と爲し難きに似たり。

郡郷考云、景行天皇紀に「日本武尊、從上總轉入陸奥、從海路廻于葦浦、横渡玉浦、至蝦夷、賊首等屯于竹水門、遂面縛服罪、蝦夷既平、自日高見國還之、西南歷常陸、至甲斐國云々」此文中葦浦とあるは、常陸風土記に、安是湖と云ふにあたるならん、即今の銚子口なり、下總海上郡高田村の隣に、葦崎村あり、又風土記行方郡條下に「倭武天皇、巡狩天下、征平海北、當是時、經過此國、即頓幸槻(ツキノ)之清泉、洗手以玉落井、今存行方里之中、謂玉清井」云々、玉浦の地今詳ならずと雖、此に玉清井と云ふ、亦相因る所なきに非ず、蓋日本武尊は海路常陸に達し、行方郡の地に上陸し、多珂郡に至りしなり、若し航海して、直ちに今の陸奥の地に到らば、廻りと云ふ可き地理なし、竹水門は多珂郡の伊師、高萩の邊なる可し。○史學雑志云、上古常陸國東南の地、大小の湖澤、板來の邊より浪逆(ナサカ)海に通し、頗浩瀚にして、葦浦を經て東海に入り、

今の鹿島[illegible]、[illegible]山（ミナヤマ）[illegible]は、[illegible]に屬し
せしならむ、後風砂堆積して陸地を爲し、[illegible]浦は涸し
[illegible]なる、[illegible]は常陸風土記[illegible]、[illegible]鹿島
[illegible]、[illegible]
木崎村等に屬す、且上古鹿島は一島にして、其北邊截
斷して、北浦より直に東海に通せしに似たり、故に日
本武尊、北内海を[illegible]、行方の地に小泊し、又東海に
出て、多珂の地に到り、賊徒を降せしなり。○今按、
鹿島、[illegible]は[illegible]境方にも擬せらるれば、此に鹿島、
行方に求むる者は、未定説と爲すを得ず、竹水門も定
[illegible]なし。且、日本武尊の常陸新治山の事は、[illegible]治筑波に
[illegible]に據くに、[illegible]北（日[illegible]見國[illegible]の歸路に屬す。
風土記[illegible]の記事の如き[illegible]、恐らくは[illegible]路に外ならし
又安是湖を、[illegible]に[illegible]ずるは、今[illegible]見に出て、北浦
は直に東海に通じ、香島は[illegible]島なりきと説くも、
[illegible]に過ぎず、[illegible]、[illegible]に據くも、[illegible]明らか
となる能はず。

復[illegible]、安是[illegible]とは、[illegible]淺くなりし[illegible]なら
む、安是とは水の淺くなるを「あせ」「あする」といふ語
にて、萬葉集に「岩舟のはてし高津はあせにけるかも」
金槐集に「山はさけ、海はあせなむ世なり共」などいへ
る[illegible]なり、然るを安是は[illegible]の[illegible]なりといふは、恐くは
牽強ならむ、又安是湖は今の神池ならむといふも非也、
是れは風土記の[illegible]田沼なり、湖とあれど、[illegible]なり、
字に拘すべからず。

東下（トウゲ）

[illegible]　今東下村と云ふ、常陸原の南端にして、直に銚子
[illegible]北岸[illegible]、鹿島宮[illegible]南[illegible]八里、其濱[illegible]
[illegible]丘は[illegible]、[illegible]、[illegible]十[illegible]、[illegible]
崎は、直に銚子[illegible]に對し、常陸原の最南[illegible]といふ
べし、[illegible]崎の訛か。舍利（シャリ）てふ大字は、其西北にて、沙
丘の上なる平夷を占め、白田廣し。

（舍利）

[illegible]鹿島（カシマ）の崎を[illegible]て[illegible]けむ[illegible]
な、〔萬葉〕

（鹿島崎）

利根川圖志云、銚子湊の向は、常陸原なり、羽崎（ハサキ）、舍利（シャリ）、
高野、[illegible]、[illegible]老[illegible]、[illegible]、[illegible]、この七箇村を合せて、
東下といふ、さて此ところは、鹿島の[illegible]つゞき、い
と[illegible]山の、木[illegible]もなく、赤々としたる砂地を續けて、こ
こに至る、かの光俊朝臣の家集に「建元元年十一月、鹿
島の社にまうでゝ、彼島のさきにまかりて見れば、我國
の東のはてになん有ける、[illegible]まで[illegible]は、[illegible]
[illegible]」と云へり[illegible]、羽崎なり。

銚港雜詠之一　磐溪

[illegible]千[illegible]、[illegible]十里[illegible]、[illegible]、江[illegible]、
[illegible]、[illegible]木城、（見[illegible]、木城、皆地名）鹿洞[illegible]
不遠、[illegible]一[illegible]橋、

波崎（ハサキ）

[illegible]崎、[illegible]最[illegible]なる[illegible]山は、[illegible]にい[illegible]
るに、加藤氏の香取日記に、ナミサキとよまれしは、惜
むべし。力こめて、長歌さへ作せられしに、すぐれし秀
[illegible]、[illegible]に下されしは、心[illegible]なりけり、
この波崎を、今ははさきと稱ふれど、もとはなみさ
きなめり、[illegible]國のたかつなど、後にかうづとよみ
訛れる類ひなるべし、

（羽[illegible]）

[illegible]引く海上かたの、[illegible]國にのぼりて、見わた
せば常陸の國と、下つふさの中に流るゝ、とね河は河
と[illegible]しみ、みなはや[illegible]千里のなちゆ、落たぎち流れ
來につゝ、ひむがしのみ空の極み、たゝへたる大海原
の、[illegible]に[illegible]向ひて、[illegible]へば[illegible]し、その[illegible]
[illegible]かも[illegible]、[illegible]かも[illegible]と、見るがう
ちに千ひろもゝ[illegible]、白栲の布はへしごと、ひろごりて
より來るさまは、雨雲にのりて空行く、わたつみの龍
とふ[illegible]か、その[illegible]のおりその時に、[illegible]なし[illegible]て[illegible]岩
ほに、[illegible]、[illegible]は[illegible]に[illegible]けて、[illegible]とび[illegible]とふだれ、
[illegible]は[illegible]、[illegible]と、[illegible]
て見るのあやしく、その音の聞のかしこく、天地のそ
くへの波を、一かたに、つどへて寄する、これのなみ
[illegible]、

一書に、東下、[illegible]の[illegible]を、[illegible]とはいへり、
古書に[illegible]、[illegible]ふべし、[illegible]に、銚子[illegible]、
市に[illegible]、銚子に[illegible]、合せて[illegible]、
波をば、婆と唱ふるに似たり）

手子崎（テゴサキ）神社

[illegible]云、[illegible]下村の羽[illegible]に在り、[illegible]
の[illegible]にて、手子は[illegible]、[illegible]、[illegible]
は之を神の乙女と云ひ、或は鹿島神の女と爲すは誤れり、
鹿島[illegible]記に[illegible]、手子[illegible]
と申し、[illegible]女を申す、[illegible]
[illegible]の[illegible]ならん　按、今の手子[illegible]、古[illegible]
[illegible]女[illegible]の地にして、[illegible]子を[illegible]、社
例傳記なる國風の歌に、此社を詠せるに、神の乙女とよみ
風土記に、鐶を加味乃乎止賣と云へるものと合せり、是
[illegible]明[illegible]と云へし、[illegible]子女松原も、[illegible]
れば、疑ふべくもなし、又風土記「化爲松樹」とあるも、
實は男女の[illegible]なるべし、其後何れの時にか、其地に[illegible]
建て、男女の[illegible]を祭り、其地また鹿島の[illegible]なる故に、
遂に本社となり、鹿島の神宮其[illegible]事を司りしならん、近世
何者か、是社の緣起を僞造して、息栖神と一躰とし、其
由來を[illegible]けれど、信用するに足らず、

（童女松原）

風土記、香島郡[illegible]女[illegible]原、古有年少僮子、（俗[illegible]、加[illegible]、（原
注、俗云、加味乃乎止古、）[illegible]、加味乃乎止賣）男[illegible]、[illegible]
之郎子、女[illegible]上安是之孃子、[illegible]、[illegible]
相聞[illegible]、同存[illegible]、[illegible]、[illegible]
（原注、俗云、[illegible]也）[illegible]、手[illegible]
子歌[illegible]「[illegible]」[illegible]
[illegible]

此伊周出奈西乃古何安[illegible]無久理和乎[illegible]作家志理之一、便欲相語、恐人知之、匿自遊場、蔭松下、携手促膝、陳懐吐憤、既釋故戀之積疹、還起新歡之頻咲、于時玉露杪候、金風節、皎々桂月照處、唳鶴之西洲、颯々松颸吟處、度雁之東路、山寂寞兮巖泉舊、夜蕭條兮烟霜新、近山自覽黃葉散林之色、遙海唯聽蒼波激礒之聲、茲宵于茲、樂莫之樂、偏耽語之甘味、頓忘夜之將開、俄而鷄鳴狗吠、天曉日明、爰童子等不知所爲、遂愧人見、化成松樹、郎子謂奈美松、孃子稱古津松、自古著名、至今不改、(日覽萬葉鈔、釋日本紀同)

矢田部(ヤタベ) 今矢田部村と云ふ、羽鳥の西北一里、利根川に臨み、下總の野尻(海上郡)諸持(香取郡)に對す。其外濱は、一里餘を隔て、東下の[illegible]濱の北とす。

(太田) 矢田部の西北は、今若松村と稱す、近世の開拓に係り、太田新田、堀川新田、[illegible]田新田といへるを合併せるものとす。高砂丘より、[illegible]起して三十餘丈[illegible]に達し、[illegible]の東より起り、東南に[illegible]亘する一里半、[illegible]十[illegible]十町。滿山赤沙にして、草樹も之に[illegible]ずるなし、常陸の

(砂山) 砂山と呼ばるゝ者是なり。[illegible]松林の繁茂を見る。(新治志[illegible]云、[illegible]田新田は、寛[illegible]

(須田) 年、日川、谷田部二村の境を割き、[illegible]にして、利根川に臨める、須田新田は、享保[illegible]年、須田宮[illegible]開拓の業を起す、其子佐[illegible]、相續て[illegible]經營に從ひ、天明三年、始て一邑となり、[illegible]年迄、八丈島の流民六十餘人を招きて、漁魚の利を起し、近時に至ては、田畠宅地一百餘町、山林三百町、民戶一百

(若松濱) 風土記云、自高松濱以南、至輕野里若松濱之間、可卅餘里、此皆松山、伏苓伏神、每年掘之、其若松之浦、卽常陸下總二國之堺、安是湖所有沙鐵、造劍大利、然爲鹿島之神山、不得輒入伐松穿鐵也、慶雲元年、國司采女朝臣、卜[illegible]鍛冶佐備大麻呂等、採若松濱之鐵、以造劍云。(弘安二年常陸國作田惣勘文、南條下宮內、矢田部、十九町四段。

香取神宮の西北、鹿島の北の海夫注文に、[illegible]、香取浦より、安是湖に至る、鹿島郡の南端に[illegible]、注記せる者、下の如し

しまさき(鹿島郡島崎)の津　鹿島[illegible]
川むかひ(鹿島郡河向)の津　同人
くわうや(鹿島郡[illegible]野)の津　同人
さるなかさ(鹿島郡[illegible])の津　同人
いつかは(鹿島郡[illegible]河)の津　同人
やたへ(鹿島郡谷田部)の津　おかし知行分
はなおさき(鹿島郡[illegible])の津　[illegible]知行分
いさき(鹿島郡[illegible]崎)の津　[illegible]崎知行分
はぎはら(鹿島郡萩原)の津　萩原知行分
おきす(鹿島郡息栖)の津　鹿島知行分
かみす(鹿島郡[illegible])の津　同人
たかはま(鹿島郡高濱)の津　石井知行分
はねさき(鹿島郡[illegible])の津　鹿島[illegible]知行分
大ふなつ[illegible]

(東[illegible]) [illegible]

日川(ニッカハ) 今日川と云ふ、矢田部の西北二里半、利根川の北岸にあり、[illegible]の東[illegible]、南岸は下總の[illegible]なり、[illegible]また下[illegible]町、僅に一里と云ふ。

日川の北二十町を奧野谷といひ、[illegible]東方[illegible]山を[illegible]て、其[illegible]に崩れる[illegible]日濱より、本村を距る一里餘、[illegible]田は、今若松村の大字なるが、其[illegible]の

(奧野谷) 南に連なる。弘化年間、堀川宗左衛門の經營に起り、[illegible]地中に至りて成る、民戶百、田園五百町とす。

[illegible]云、北浦[illegible]記には「常陸鹿島郡有賀日川村、[illegible]川之轉、[illegible]老云、往古入海故道」など見ゆ、此は何其なるか、水戶の烈公嘗[illegible]鑿して、北浦と外浦と連河を通ぜられたる事あり、[illegible]、其[illegible]もなくして、忽砂に埋沒せられたりとも傳けり、日川以南は、風土記に所謂[illegible]之高里、和名抄の中島郷の地なれば、地名自消滅なりしを證せり、此より銚子口に近く、[illegible]山と稱せらるゝ地の、風沙の堆積に成りしは、甚遠からぬ世の事なるべし、されど、今の如く、[illegible]日[illegible]、激[illegible]して、[illegible]あらむか。今按、日川の地名に、河水の義あるも、[illegible]野[illegible]の[illegible]なるべけり。又日川以南を、中島郷と稱するは、[illegible]、[illegible]野[illegible]の西なる中島郷と、

(河内) ・[illegible]なる日川、[illegible]日の邊を輕野郷と稱せず、善く古昔の地に合ふ、各條に參ふべし。香取文書、輕[illegible]河(ミカハ)につくる。

萩原(ハギハラ) 今輕野村の大字にて、日川の西十餘町に在り、江邊に臨む。寬元元年、[illegible]使鹿島[illegible]の時「萩ならば[illegible]に心や[illegible]ふまし[illegible]に枯れたる萩原の里」こ、宗尊、又夫木抄に見ゆは此里なるべし、又鹿島尾張守利氏注文に、宮本郷內、萩原、片岡南村　萩原三郎次郎入道跡、云々。

柴崎(シバサキ) 今輕野村の大字にて、石神、[illegible]濱、田畑なとと共に、萩原の西に[illegible]、[illegible]日の南とす。[illegible]は[illegible]水を引きて、其稻田に灌く、古人[illegible]、[illegible]野田に、溜水を引ける田云へるは、是なり。

[illegible]、南條下宮內、[illegible]五十七町、香取[illegible]注文[illegible]、鹿島[illegible]、二[illegible]、[illegible]は、二古の大[illegible]を[illegible]すに、中島郷の[illegible]、洪[illegible]まで[illegible]出たる所に、島崎の名あり、

今宮寺村より、是も海夫方にてしまさきの津、紫崎知行分」と見えたれば、其頃已に此村もありしなり〔郡郷考〕島崎の位置ならず。

寛元元年十一月、信太より鹿島へ渡る時によみ侍る、　光俊

あまのたく柴の湖風ふくまゝに煙と見えてたつ千鳥かな、〔夫木〕

高濱（タカハマ）　今中島村の大字なり、郡郷考に、此を以て和名抄幡麻郷に擬せられしは從ひ難し。弘安田文に「下宮内高濱七町六反六十歩。平濱三町七反、筒井三町五反」とあるは此なるべし。其平濱は知れず、筒井は中島村の字にのこる。

輕野郷（カルノ）　和名抄、鹿島郡輕野郷。〇今輕野村を建つ、蓋是なり、松浦郷の北西に隣る。郡郷考に「神池より南、茂崎に至るまで、昔此郷なり、其地斥鹵にして、草木なき所多し、されば枯野の義なるべし」とあれど、神池以南の斥鹵は、和名抄中島、幡野、松浦の三郷に分る、一郷には非ず。按ふに、風土記に輕野以南一里は昔下総国海上の部内とあるは、孝徳帝代の制にて、其後は輕野里を二分せられしなり、萬葉集苅野に作る、

(苅野)

鹿島郡苅野橋、別大伴卿歌一首、井短歌、

牡牛の三宅の滷に、指向ふ鹿島の崎に、さ丹塗の小舟をまけ、玉纏の小楫しじぬき、夕鹽のみちのとどみに、三船子をあどもひ立てゝ、呼びたてゝ三船出だせば、濱もせにおくれなみ居て、こいまろび戀ひかも居らむ、足ずりしねのみや泣かむ、海上の、其津をさして、君がこぎいなば、

海つ路のなぎなむ時も渡らなむかくたつ浪に船出すべしや。

郡郷考云、苅野の橋は今詳ならねど、此地は風土記にいふ如く、寒田の神池の灘ける所なれば、其池水の下流に架せしならんか、後世其處を失ふ。

(寒田沼)

風土記云、寒田沼水流、灌輕野田、二里許、所有田少割之〔郡郷考には異文あり「潮之島輕野二里、所有田少割之」と云て、之島は和名抄の中島郷なりと論ず、何本に據られしにや、再考を要す〕輕野以東大海濱、流着大船、長一十五丈、濶一丈餘、朽摧埋沙、今猶遺之、謂、淡海之世、擬遣覓國、令陸奧國石城船造作大船、至于此着岸、即破之。

寒田沼とは、今の神池（輕野池）にて、南なる奥野谷、知手、日川、溝口、柴崎、荒原等に灌漑せらる。大海濱とは、砂山の彼方にて、今の新田濱にあたる。淡海之世とは天智帝の時代を指し、覓國とは、海外へ使命の事ありしならん、

知手（シッテ）　今輕野村の大字とす。

御社領二百石、井神宮寺、大宮司へ進候百石、合參百石、知手村地行替之事承候間、於于佐田村之内、有之通合寄進候、彌御祈禱之儀、任入候、状仍如件、

慶長十五年七月廿六日　忠義（在判、里見氏）

溝口（ミゾグチ）　今輕野村の大字にて、日川の西北二十四町、木崎と共に、神野池の畔なり。

越後國新發田、溝口家譜に「逸見及太郎義政、依承久之軍功、賜常陸國鹿島郡大桑郷、溝口村、より代々其地に住し、彦右衛門尉時政時、退常陸、於近江美濃二國之間、蟄溝口郷、天正元年死、子壽勝、童名岡竹、伯耆守」云々、此事他に傍證なければ、據に信を取り難し。

神野池（ガウノ）　又輕野池業池に作る、古名を寒田沼と云ひ、輕野郷の北なる斥鹵中に在り、今は略圓くして、直徑二十町。往時は猶廣大にして、北方に延び、居切堀の北なる、粟生、平井の邊まで汎濫したりと、觀察せらる。何となれば、今の池塘の北に、長二里、横半里許の低窪地の存在し、播麿郷作田居切の東にあたれば也。

(輕野池)

南も風土記に「郡南廿里、濱里以東、松山之中、有一大沼、謂寒田、可四五里、鮮魚住之」云々とあれば、其當時も、海丘高六丈許の高さの中に、四周の畫境に應から芋、及四五里とはいへ、方三十町以下にて、大略今の形勢と異なるなし。

新志云、輕野池、舊名安是湖、今奥谷村の西にあり、北は深芝村の境に連れり、今は神池とかきて、賀宇の音に呼ぶとよめり、又は隣池ともかけり、舊志には陣池と作る、皆是にあらず、この池遠ざて古の輕野郷なる故に、加宇乃伊背と云はむを略して賀宇乃伊背となれるなり、奥谷村よりさし出たる小島に、立たまへる辨財天を、土俗は「かのう島辨天」とも「かのしま辨天」ともいへり、以て證とするに足れり、この湖東西一里にみたず。〇今按、寒田沼を安是湖に混ずるは、古書の文に合はず、安是湖は海上郡の国郡界なれば、斥鹵の中、海丘に囲まれて沼澤と相渉るべからず、湖とは古の潟門と云へり、銚子灘に外ならず。

中島郷（ナカジマ）　和名抄、鹿島郡中島郷。〇今中島村を建てらる、輕野郷の西北にて、神野池の西方なれど、古の幡麻郷の西南にて、流海南の濱岸とす。息栖明神在り。郡郷考に、

中島郷は、今奥谷溝口の一村、其地名を遺せり、風土記に「潮之島輕野二里、所有田少割之」之島は即ち本郷なるを云ふ、溝口村の寛永圖帳に、中ツマとあるは、中島の訛なり、

と述べられしは、疑ふべし。ツマシマは、轉移すべき訛音にあらず、且、風土記に、之島、輕野の文ありと云はるれど、其本は未だ經見せず。予輩の考按によれば、中島は風土記以後の分郷に出づ、風土記に輕野以南一里、寒田以北五里とありて、寒田は即幡麻郷なれば、中島は輕野の分郷たること推斷して可なり。南も、息栖、賀村

の地形、浪逆浦、北浦、其西北南に亘り、東は沙丘の中に神池ありて、島とも謂ふべし、息栖は殊に沖洲の義なれば、直に中島と見做さるるにあらずや。中山氏の志料雑記にも、息栖、賀村の邊は、古の之萬郷ならんとあれど、之萬の郷名に疑惑あり。

息栖（イキス）（オキス）　今賀村、筒井、平泉、幡木、深芝等と相合せ、中島（ナカシマ）村と云ふ。日川の西北一里半、浪逆浦の東岸に居り、宮中(鹿島)へ二里半。西方の對岸は、小見川、大倉(香取郡)の諸邑なり。

（沖洲）

寛政中香取日記云、いきす、古くは沖洲（オキス）と稱へしとなん、此わたりは、川面いと廣く、そこより鹿島がたかけて、十あまりの島々ありて、小さき家ども、ところどころに見ゆ、これらも古へは洲にてありつらん、夕つかた西の空晴わたり、入日輝きて、平らかに廣うなる水の面にうつほひ、たゞむかへる香取わたりも、過來し海上のかたも、雲ゐに見ゆるさまいとをかし、暮過るころ鹿島の大舟津に舟はつ。

於岐都說神社（オキツス）　今息栖明神と云ひ、鹿島の攝社とす、式外なれど、三代實錄、仁和元年、授正六位上於岐都說神從五位下と載せ、著顯の古祠とす。往昔、鹿島、香取の間に、浪逆の内海汎濫したり比は、此地其渡航の一淳泊所なりけん。今も水路、香取津へ二里半、大船津(鹿島)へ二里半。

鹿島潟沖洲の森のほとゝぎす舟をとめてぞ初音ききつる、〔新和歌集〕　笠間　時朝

按、息古訓、和名鈔「駿河廬原郡息津、訓於木都」いつの頃よりやいきすと唱へ訛れり、香取攝社にも同神ありて、其文永中文書、於岐栖社一宇とあり、是息の於木なるを證すべきのみにあらず、亦於岐都說の息栖なるを知るべし、於岐都說はおきつすにて、此地幡麻郷の内、流海に臨めるの最なるを以て、おきすと云ふ、都は助語なり、祭神は住吉三社に同しと云ふ。〔郡鄕考〕

木曾路圖會云、息栖明神は、祭神氣吹戸主命にて、拜殿、本地堂、八大龍王社等あり、鹿島、香取に並びて、東國三社といふ、八大龍王より、陰瓶陽瓶（イヘイ）の二つの石井（イシヰ）を献す、鹽泉は海中なる鳥居門の左右に涌出し、潮の中に在りて淡し、故に忍潮（オシホ）の井ともいふ、神詠に曰く「心あらん人に見せばや常陸なるうきすの濱の忍潮井の水」「諸國里人談云、息栖明神の磯ちかき海中に、女瓶男瓶とて、二つの奇石あり、男瓶は經一丈あまりにして、銚子のかたちなり、その口とおぼしき所に溝あり、中は穴のごとくに窪みて、鍋の形なり、女瓶はわたり五六尺ばかり、土器に似たり、土俗曰くこれは神代の銚子土器なりと、此石滿潮には三尺沈めり、干潟には水上にあらはれけり、その銚子の中は素水にして、潮の味ひなし、これを忍鹽井の水といへり。○按、小瓶の壺のことは、昔もまのあたり、康元元年、鹿島詣せられし、光俊朝臣の集に「鹿島といふ島は、社頭より十町ばかりのきて、今は陸地よりつゞきたる島になん侍る、その所につぼといふものの、まことにおほきなるが、半過て埋れて見えしを、先達の僧に尋しかば、これは神代よりとゞまれるつぼにて、いまに殘れるよし申し侍りしかば、身の毛もよだちて、おぼえ侍りしが、こかめと、ことたかひてよめりける。

神さぶるかしまを見れば玉たれのこかめはかりぞまた殘りける」〔夫木〕

此に鹿島とあれども、今は息栖の海中にも瓶あり。又西行の撰集抄に載せる鹿島の事は、みな息栖の風景なり、其故を知らず。されど、鹿島の根本寺にも、小瓶の古跡をつたふ、合考すべし。清水濱臣の總常日記には、息栖神は住吉三社に同じと注す。

賀村（カムラ）　今中島村の大字にて、息栖の北半里、相接して筒井、平泉の大字あり。一書に、文政五年、鹿島賀村の法傳堀割の件、云々と云ふ、如何なる土功なりしにや。○筒井（ツツキ）は、弘安勘文に見えたり(高濱に合考すべし)、此地に極樂寺あり。

（井筒）

賀村堀割と云ふは、計畫にとどまりて、其土功を見ず、蓋後年の居切堀は、此計畫を繼更して、着手したる者と做すべし。舟橋氏利根川考云、下利根、即常陸川を快通するには、布佐、布河（フカハ）の高崖を決り、猶又其下流、香取郡津宮の對岸、鹿島郡加村といふ地より、東海へ鑿落せば、必定水勢滞らず、自然と快流すべし、此策は、水戸侯の扶持人、大原左金吾の心づきて、既に建言せんとせしかども、故障有て止みぬとぞ、津宮加村より銚子口迄は、水程七八里もあるべし、眼前近き鹿島浦の外海あるをさしおき、遠方の銚子口迄おとすは、迂遠の事なり、加村河岸より鹿島浦へ凡一里半程にすぎず、此策は常陸川一筋につきての治術なれど、返々も大改革を以て新川を堀りたきことなり。○舟橋氏の考按は、天明中のものとぞ、氏は關宿藩士にて、治水制田の法術に堪能なりしと云へど、其詳傳を知らず。

幡木（ハタキ）　今中島村の管内にて、賀村の北半里、浪逆浦と北浦の間に突出して、地角自然に二水の交界を成す。對岸は行方郡延方村の大洲島、德島なり。海夫注文に、波田木津とあるは、是也。（幡木の北は北浦なるが、水東に灣曲して、深芝、居切の濱に至る。此間に、鰐川（ワニカハ）浦の特名あり、大略、北岸は根三田、大船津に亘り、西岸は延方、大洲(行方郡)の洲渚なり。

（鰐川浦）

深芝（フカシバ）　今中島村の管内なれど、息栖の東北一里、輕野池の西北なる沙原に在れば、古の幡麻郷の中なるべし。深芝の北、居切との間に、居切堀あり。新志補云、近世居切、深芝、芝崎等の海邊にて、多く鷹をとる、大鷹もはやぶさ(鶻)もあり、其法は先づ海邊のあるべき處に、網を敷置て、其あたりに杭をたて、大せん千鳥と云

へる一種の千鳥をつなぎて、鷹の來るを待たしむ、この千鳥奇しく目さとき鳥にて、天外に鷹の遠に翔るあれば、とく聲立りて騷ぎ羽たゝく、この時鷹を捕ふもの、緒綸つけたる當の千鳥を放遣る、鷹は是を見て一文字に落し來り、彼千鳥をつかみて砂上に落つ、其時緒綸を網の所までたぐりよせ、網を引返して捕るなり、是を他方へひさぐ、或は武家へも献る、其料大概小判三両を賜ふ、尤上品なるは六七両に至るとぞ。

居切堀（ヰキリ） 今中島村大字居切と、深芝の間、東西に貫穿する溝渠にして、長四十五町許。即北浦と外洋との、通路に供へらるべき者とす。而も沙丘の貫穿、其功を全くせずして、通水の自由を得ず。乃更に修理して池塘と爲し、僅に潤畔の田土に灌漑すると云ふのみ。鹿島郡志云、居切堀は、明治初年の新鑿に係り、其長四十四町、是地浪逆浦沿岸の稻田、每年夏秋の際洪水あり、汎濫して禾稼を害す、因て此溝渠を開通し、水患を除かんと欲したり、而も役成りて害除かず、測量の精からざりしにや、惜むべし。

幡麻鄕（ハマ） 和名抄、鹿島郡幡麻鄕。○今高松村、及び中島村の居切、深芝等にあたる。中島鄕の東北に隣り、輕野池の西北にして、風土記に「郡南廿里、濱里以東、松山之中、有一大沼、謂寒田」云々。郡鄕考に、今の中島村の高濱に引きあてられしは、猶誤れり、幡麻鄕は寒田とも云ひ、寒田、即今の佐田なれば、高松村なること論なし、東は大洋に、西は内海(北浦)に至る。

高松濱（タカマツ） 風土記に見ゆる古名なるが、今又村名に建てらる。神宮の東南、輕野池の西北なる沙丘を汎稱し、殊に平井、木瀧、粟生の邊を指していへり。郡東二三里、高松濱、大海之濱、流著沙貝、積成高丘、松林自生、椎柴交雜、既如山野、東西松下出泉、可八九歩、清淨太好、云々。

此大海之濱、流著沙貝と云ふは、平井、粟生の平野にあたり、松下出泉と云ふは、木瀧の池塘などに想合さる。後世、高天原と云ひ、平井と宮中の間）種々にもてはやすも、此濱の北偏なりと知るべし。

木瀧（キダキ） 今佐田、箭、谷原、鉢形、粟生、國末、長栖、泉河、及び平井と相合せ、高松村と改む、古の高松濱にあたれば也。宮中の東南一里、深芝の北一里。泉河は、弘安勘文に、南條下宮の中に見ゆ。木瀧の東に池塘を隔て、粟生の邊を松浦鄕と稱へるは、誤れる由、已に辨じたり。○木瀧氏は鹿島社總追捕使の職なりき、其家の舊記、及び大宮司舊記文書を考るに、弘安、仁永中、總追捕使大中臣伊景より、代代職を襲げり、その木瀧を以て稱號とせるは、何れの世にあるなしらず、木瀧文書、應永廿三年、城瀧村と見ゆ。（瀧城）

粟生（アハフ） 今高松村の大字とす。○新志云、飯盛（イヒモリ）塚は、粟生村の平須賀と云へる邊にあり、周圍十四五間ばかり、近年土人家を作らんとて、少々是塚を發す、内より太刀の朽腐せるものを出す、即元の如くこれを封す、是塚の後に又一塚あり、大さやゝこれに類す。○新志補、粟生村の城址は、高七丈許、周圍濠池を繞らす、三郭あり、土壘を以て界とす、西を御城と呼ぶ、今耕地たり、東を内御城と云ひ、半は林藪たり、通じて東西二町餘、南北一町餘あり、一郭其北にあり、空濠を以て分界となす、之を外城（トヤ）と稱す、東西二町餘、永享富有注文に載す「粟生鄕、正□入道同人知行、同府敎一入道」と、蓋此に居しか。

佐田（サタ） 今高松村の大字にて、木瀧の西北に接す。風土記に「輕野以南一里、寒田以北五里」と載せし寒田は、里名なれば、即其里名の遺りて、此に佐田とうつれる也。惟ふに寒田鄕は、和名抄に載せず、風土記にも濱里と云へば、初め寒田里なりしを、後濱（幡麻）と呼ぶことゝなりしならん、猶三間を合せてよ。（寒田）

塙（ハナハ） 今土塙、下塙ありて、土塙は宮中村の管内なれど、下塙は高松村へ入る。○新志云、土塙一帶の地は、鹿島大宮司、同大禰宜の舊居なり、他の神宮なし、其中與昌は、大宮司の宅この塙にありて、寺は其境内に屬せしを、眞言宗とす、大宮司の宅を根山に移すの後、其寺ばかりこゝに殘れり、本尊藥師堂あり、大宮司舊記「夫當寺者、先祖則助草創也、其後永仁五年春、中臣則幹爲木願、大禰宜則親等修理之、寺文同年中、中臣則房合修理」云々。○根本寺延德四年文書に「塙神主則房」云々、されば近世にも、大宮司は通じて塙氏とも呼ばれたり。

平井（ヒラヰ） 今木瀧、佐田等と合せ、高松村と改む、木瀧の東にして、大海の濱に居る。東下の鹿島崎より北、常陸原の外濱には、大村落なし、平井に至り七里、初めて百餘の民戸を見る。

特牛の三宅の潟に、さし向ふ鹿島のねろの、いそ山を我わけ見れば、萬枝高天の原と、名に負へる遠つ荒野等、あらのらに築く鬼塚、里人に放山とへば、武甕槌神の命の、神の代に八十のたけるが、土蜘蛛い罪なへまして、此塚にうずめましけれ、云々「文化中鈴木常臣」

高天原（タカマ） 平井の西、宮中に至る一里、沙丘凡三十五町、其上の高平を成し、所々に低窪あり、松林繁茂す、之を高天原と呼ぶ。近世まで、連綿たる神山にして、庶民の濫伐を禁じたり、從ひて種々の靈異を談じたり。新志云、鬼塚高天原にあり、鬼ケ壊とも云ひ、赤色の砂山なり、草木生ぜず、其傍に木無川あり、土人の傳、鹿島郡誌に見えたり、曰、寬永那志加波、在于高天原、其土浦出小澤、木流沈濱壘砂中、土人相傳曰、開是河、有於外國鬼墨、曾及鬼、時々相闘神闘中、不得利、則此河流入大海云、怪言不可用」云々とあり、和漢三才圖會には、鬼城とのせたり。○元祿中紀行常陸

(末無川) 帯云、高間が原、本社の東廿町餘り歩み、白砂瀰々として稍小高き所なり、夫より濱の方へ流より、末無川（スヱナシ）と名づく、其流に隨ひて下り見れば、げにも水の末何處ともなく絶え、眞砂地海に續きたり、濱邊に打出て見れば、過ごし方の南海には様變りて、風すさましく浪高うして、極東の荒海なり、

　かしま潟沖つ塩風吹どよみ心碎くる浪の音かな。

高天浦（タカマ）

補志云、鹿島の宮の東の濱邊を、高天原といひ、即其浦なり。(舊志に、此浦を以て高天浦に誤る)

　よそに見て袖やぬれなむ常陸なる高間の浦の沖つ白浪

〔續古今〕春霞高間の浦をこめつれば[illegible]なしやあまの友船、

大永四年、鹿島氏の四家老、小鹿野、吉川、額賀、[illegible]等、計謀を島崎利幹に通じ、其主義幹を除かんと謀る、利幹遂に小高、嶋生、平賀、玉造、[illegible]、武田、小河等の兵二千餘騎を發して來り攻む、四老授を江戸氏に[illegible]、[illegible]、[illegible]立て鹿島の主とせん、[illegible]、[illegible]、[illegible]鉾田の六村を致さんと云ふ、[illegible]るを以て、之を[illegible]、[illegible]、利幹に聽す、東風久等、[illegible]に從て[illegible]下總東莊（トウ）に走る、是に於て諸[illegible]大掾を招き、通幹と名つけ、之を立つ、[illegible]を[illegible]何ふ、[illegible]と稱し高天原に[illegible]鹿島[illegible]、[illegible]在鹿島郡、高天原[illegible]、[illegible]、即[illegible]日、高天浦[illegible]、[illegible]

鹿島郷（カシマ）

和名抄、鹿島[illegible]今鹿島町、[illegible]津村にあたる、[illegible]西北[illegible]、[illegible]

(北浦二に向へり。)

郡鄕考云、鹿島郷は、風土記に郡家[illegible]にあたり、其

社南、郡家」ともあれば、郡家址は今新坂と云ひ、神宮の大路より東南の島になれる所か、又片岡と云ふあたりとも見ゆ。(今按、原書に「其社南郡家北沼尾池」と載せしは、疑ふべし。沼尾は、宮中の西北なれば、「其社の西、郡家の北」にこそあるべけれ、本文の如く、南・北にては、沼尾の地と相合はす。

　かしまのや[illegible]原杉原ときはなる君がよは神のまにまに　定家

〔拾遺愚草〕

宮中（ミユウチユウ）

今鹿島町と云ひ、即神宮西南の民居をも籠めて名つけらるるか、宮中とは本社の境内の義なれば、往時は宮中に庶民の雜居するなかりしを想ふべし。西十餘町を大船津と云ひ、香取行方への渡津とす、陸路江都へ四六里、水戸十三里、

[illegible]

　[illegible]入　[illegible]一冊八巻

[illegible]

(是は、高野山成慶院に傳へしものとて、南行雜録に載せたる、[illegible]多く大抵にて、[illegible]其[illegible]の中の[illegible]見す)

[illegible]、[illegible]、[illegible]二流に分ち、大宮司息

【本宮】

永頃の記録に、神戸原の南北を二條の界とせり、勘文と合す、其後南條を二分して、[illegible]以南を宮本郷（ミヤモト）、川以北を中村郷と云ひ、神戸以北をば總て白鳥郷と稱せし事もあり。○弘安勘文に、南條を上宿、下宿に分つ、上宿（カミ）は中村郷の下に注す。下宿は即宮本郷にあたりて、宮中（シユク）、久清、國忠、武吉、貞國、國正の六名、河前、猿小河、五郎丸、平濱、高濱、筒井、泉河、矢田部、薬前、島前等の十村を擧げたる。

常陸國鹿島尾張權守利氏謹言上、
於關城、大將三帥、(高師冬)直被召置申狀案、(康永元年八月)

欲早令[illegible]降人鹿島又次郎幹氏、於大將御前、自由[illegible]、[illegible]、[illegible]中、[illegible]十二ヶ國諸軍勢、[illegible]日上、[illegible]、[illegible]出上者、[illegible]方、[illegible]國[illegible]、[illegible]鹿島郡南條下宿、宮本郷內、永[illegible]、[illegible]名、[illegible]在家、[illegible]村、[illegible]村、益田村、[illegible]、[illegible]大明宮代內、馬場[illegible]屋[illegible]、[illegible]里五段等、

右[illegible]、[illegible]之所讀也、[illegible]元年八月十[illegible]日、[illegible]、[illegible]之間、[illegible]行[illegible]之由、[illegible]上之處、[illegible]降人[illegible]之間、[illegible]申[illegible]之處、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]十二ヶ國[illegible]、[illegible]日[illegible]上者、[illegible]、可[illegible]付之由、[illegible]上者、[illegible]、於[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]給之、[illegible]行、[illegible]二[illegible]恩矣、(下略)

[illegible]二年、[illegible]、
[illegible]、南條下[illegible]、[illegible]、[illegible]、

　[illegible]

[illegible]上[illegible]二　[illegible]、[illegible]、

池上内三段さき一反、　同四反さき一反、
　是二反はひしや女の一期分、
畠は、北の五郎次郎内、そうゑん内、藤四郎内。
同寺、應永廿四年、永親大方との御寄進田之事、
南條下宿内、いわたのり七の田、南なはもと、二反、
吉富名田、いわたの里の田、南なはもとかんとりまち、二反、
かたおかの下れもと、のぶよし名田、二反、
ひきおひ里、なかは西なはもと、三反、のふよし名田、（下略）

片岡（カタヲカ）　今宮中の南邊に此字のこる。○新志云、源平盛衰記に、常陸國の住人、片岡太郎經春、同八郎爲春とあり、桐宮物語に「片岡こそ、常陸國鹿島、行方と云莊園にて、叢生したる者なり」とあり、因て按に、今鹿島郷に片岡と云ふあり、片岡神主の墟なり、經春の出しはこの地なるべしと。片岡氏は、下總國海上郡三崎庄に所領ありしこと、彼地の條に考ふべし○片岡を一名荻原塞とも、安崎（アンザキ）とも云ふ、叢前と云ふも此邊の小字なるべし、弘安潤文「南條下宿内、矢田叢前三町。」

「奉寄進、鹿島根本寺田事、　合伍段者
有田坪者、安崎、下叢前里廿四田也、雖然、依爲平政行買得相傳、副次第手繼證文、先考先妣追善、及爲自身現當菩提、限永代令寄進根本寺所也、仍爲後日、寄進之狀、如件、
　文和三年甲午卯月晦日　左衛門尉平政行（花押）

「奉寄進、水田五反之事、ふさきの村之内、二反はこか入、三反竹之下、
右爲長源公尊閤御菩提、根本寺ゑ奉寄進之狀如件、
　永正七年庚午卯月日　　親　幹（花押）

神野（カノ）　又加納につくり、宮中と根三田の間なる岡なり。○新志云、宮中神野村は、物忌役曾の神民居住の地なり、これを秋屋（アキヤ）と云ふ由、社例傳記に見えたり、今は殿原とのみ云ふ、又鹿島巻には「御物忌事、常陸國秋屋里と云所に、此物忌になる氏あり、此氏を或は大中臣と云、又中臣とも申、國人は秋屋の氏と申なり」云々とあり。

鹿島文書、仁治元年攝政家政所下文に「任重代相傳之理、以前神主信景、知元令領掌、當社内曾野、赤見、神野屋敷、云々、彼物忌代々屋敷一町八段、依谷田二反、岸、六反、津宮一丁、于今顯然也」など見ゆ、其谷田依屋なり。

新志補云、廣德寺、朱印地三十石、鹿島神宮領の内なり、神野山無量壽院と稱す、又不斷經所と稱す、曾法衛始めてこれを開く、初め秋田城介足立泰盛、法衛へ傳法の服謝の施物を寄進す、これに依て法衛、醍醐生主實深法印より印可を受け、弘安二年、鎌倉將軍より不斷經所の教書を賜り、永院を建立す。

鹿島城址（カシマ）　宮中の西なる高原の東頭にあたり、大船津の低野に臨みたり。故に西方より望めば一山を成し、俗に鹿島山と呼ばる、一名吉岡（ヨシヲカ）とも云ふ。此城邊の、民家の路を挾めるを、新坂町と云ふ、延寶年中、舊壕を埋めて之を拓きたりと。

（闕書）
當社宮本鄕住居管重、號惣大行事職、條々致非法狼藉、太不可然、仍彼仰武家輩、定嚴察有其沙汰歟、早存其旨、止彼新儀綺、任先例、專神事可抽御祈禱懇誠者、長者宣如此、悉之以狀、
　應安三年四月廿八日　　有　中　辨（在判）
　鹿島神宮中

大掾平氏吉田清幹の三子、成幹、三郎と稱し、鹿島郡鹿島鄕に居る、六子親幹、保幹、政幹、助幹、久幹、賴幹あり、政幹三郎と稱す、養和元年、源賴朝命して鹿島社惣追捕使とす、其孫忠幹、左衛門尉、正嘉二年大使たり、其四代幹氏、中務と云ひ、永仁元年大使たり〔系圖、東[illegible]、大使[illegible]〕子[illegible]、又太郎と稱す、出羽[illegible]守〔一本系圖、烏[illegible]寺文書〕延元三年、佐竹[illegible]、宮[illegible]田時幹、宮崎幹顯等と、北畠親房を[illegible]、[illegible]二城に攻む〔烟田文書、[illegible]〕[illegible]守〔鹿島[illegible]書〕正平七年、足利尊氏に從て、[illegible]田高宗と小手指原に戰ふ〔太平記〕廿三年、鹿島大行事に補す、是より子孫世其職を襲ぐ〔大行事系圖〕天授六年、小山義政が鷲城を攻む〔塙氏文書〕弘和元年、再び小山を攻め、五年五月城陷る〔烟田文書〕七年、大津賀幹能代て大使たり〔大使役記〕子憲幹、應永十四年、鹿島社領を侵掠す、守護佐竹義保之、書を與へて之を制す、憲幹聽かず、族を聚めて之を拒ぎ、掠略益甚し、神主中臣則□密に之を鎌倉に訴ふ、有司憲幹の罪を判し、悉く其地を籍沒す、併せて烟田幹胤、芝崎持吉等、石上等人倍等の地に及ぶ、廿三年、有司憲幹を放す、廿四年、持幹、吉幹、宮内、梶山、瀬落、飯沼等、同族[illegible]する者、亂を郡中に作す、郡中騷擾す、憲幹[illegible]て之を[illegible]、[illegible]坐して地を除かる〔烟田文書〕憲幹の子實幹、孝幹－親幹－景幹－弟義幹－通幹－治時－氏幹の弟義清、天正十三年六月、義清の舍弟貞信、林に居り、次兄清秀と謀て、義清を害し、下總矢作に逃走し、國分胤政に依る、義清子なし、其舍弟通晴嗣ぐ、又十郎と稱す〔大宮司舊記〕十四年、額賀彈正、末讚治部少輔等、潛に通晴を殺し、〔風信筆記〕清秀兄弟を矢作に迎て之を立つ、十九年、佐竹義宣謀を以て鹿島行方の諸族を太田に招き殺す、清秀揺に應じ殺さる、清秀の遺餘兵を勒し城に據る、町中備中守來攻む、大南城背を破る、城乃陷る、妻自殺す、〔戸村本佐竹系圖、和光院六[illegible]寺由過記〕是に至て、鹿島氏亡ぶ。

　秋日、登村西城址、　　吉川　天請
淺葭馬影過[illegible]墟、一望[illegible]荒、紅葉孤村鐘足廟、

清霜老木鶴來闘、折刀出土逢淸世、殘蟬入秋多夕陽、二百餘年陵谷變、子孫猶自祭城隍、

鹿島神宮（豐香島宮）

今官幣大社に班し、宮民の崇奉甚に仍る。其鎭坐の舊蹟は、風土記及び國史に概見し、香取神と相並び、東國の名祀たり、古語に豐香島宮又天之大神社と云ひ、崇神帝の時、大倭國大坂山に示現したまひ、中臣氏の之を奉齋して此地に祭れる由は、郡名の下に其說あり。

霰ふり鹿島の神をいのりつゝすめらみいくさに我は來にしを〔萬葉〕 那珂郡防人大舍人部千文

我賴むかしまの宮の瑞垣の久しくなりぬ世々の契は、 光明峯寺入道

〔歌枕名寄〕

藤原行朝すすめ侍りし、鹿島社の歌、

葦原や天照神のみことうけて國平げし神ぞこの神、春日野のかすみにうつる東路の道の果よりいでし月影、

〔兼好家集〕

風土記云、淸濁得糺、天地草昧以前、諸祖天神（俗云、賀味留彌、賀味留岐）會集八百萬神於高天之原時、諸祖神告曰「今我御孫命、光宅豐葦原水穗之國」、自高天原降來大神、名稱香島天之大神、天則號曰香島之宮、地則名豐香島之宮、俗曰「豐葦原水穗國所依將奉止詔爾、荒振神等、又石根木立、草乃片葉辭語之、晝者狹蠅音聲、夜者火光明國、此乎事向平定大神爾天降供奉之」其後、至初國所知美麻貴天皇之世、奉幣、大刀十口、鉾二枚、鐵弓二張、鐵箭二具、許呂四口、枚鐵一連、練鐵一連、馬一疋、鞍一具、八咫鏡二面、五色絁一連、俗曰「美麻貴天皇之世、大坂山乃頂爾、白細乃大御服坐而、白鉾御杖取坐、識賜命者、我前乎治奉者、汝聞看食國乎、大國小國事依給等、識賜岐」于時追集八十之伴緖、擧此事而訪問、於是大中臣神聞勝命答曰「大八島國汝所知食國止、事向賜之、香島國坐天津大御神乃擧教戒事者」、天皇聞諸、卽恐驚、奉納前件幣帛於神宮也、年別七月、造舟而奉納津宮、古老曰、倭武天皇之世、天之大神、宣中臣巨狹山命、今社御舟者、「　」巨狹山命答曰、謹承大命、無敢所辭、天之大神、昧爽後宣、汝舟者置於海中、舟主仍見在岡上、又宣、汝舟者置於岡上也、舟主仍求更在海中、如此之事、已非二三、爰則懼惶、新令造舟三隻、各長二丈餘、初獻之、又年別四月十日、設祭灌酒、卜氏種屬、男女集會、積日累夜、飮樂歌舞、其唱曰、

安良佐賀の賀味のみさけをたげたげといひけばかもよ
わがゑひにけむ、

（今按、此歌たゞの下たけは、或說によりて補ふ、手抜の義とぞ、いひけばは云ひげればの、又安良佐賀は荒酒、荒酒にて、新醸ならんといへど、疑ふべし。もしくは、荒坂にて、大坂山を荒坂と云ひ、此神大坂山に現れましゝことなれば、大坂神とも、荒坂神とも唱へたるに非ずや。中山氏の「建依言命、[illegible]を奉じて、東方の荒賊を征し、[illegible]、香島の地に鎭す、〔[illegible]記〕、「香島[illegible]」、鹿島社記略」[illegible]、人を遣して、建[illegible]宮の[illegible]、崇敬の[illegible]、其功を[illegible]、故也、〔鹿島大宮司文書、鹿島卷、鹿島問答、鹿島社例傳記〕云々と論せられしは、一應の說明なれど、深く考ふべき[illegible]なり[illegible]、[illegible]といふは、最[illegible]なるべし。是は、[illegible]の[illegible]多く[illegible]に在るを聞[illegible]て、[illegible]、[illegible]の事[illegible]相待てる者なれば、[illegible]す。）三代實錄云、貞觀八年常陸國鹿島神宮司言、大神之苗裔神三十八社、在陸奧國、[illegible]郡[illegible]、磐城郡十一、標葉郡二、行方郡一、宇多郡七、伊具郡一、日理郡二、宮城郡三、黑河郡一、色麻郡三、志太郡一、小田郡四、牡鹿郡一、聞之古老、云延曆以往、割大神封物、奉幣彼諸神社、弘仁以還、絕而不奉、由是諸神爲祟、物怪寔繁、嘉祥元年、請當國移狀、奉幣向彼、而陸奧國稱無舊例、不聽入關、宮司等於關外河邊、被棄幣物而歸、自後神祟不止、境內旱疫、望請下知彼國、聽出入關、奉幣諸社、以解神怒、其幣料用大神封物、太政官處分、依請。）

凡鹿島神戶六十五烟、淺海大津朝初、遣使人造神之宮、自爾以來、修理不絕、

新志云、蓋孝德、天智の朝に、神戶を奉り神宮を修理するものは、入鹿惡逆の時に當て、密に祈請する所ありて、其報賽ありしものと見えたり、殊に藤原鎌足は、香島の氏人にして、其先祖は香島の祭祀を奉す、大鏡、伊呂波字類鈔、多武峯緣起、藤中鈔、及び下學集一說に、鎌足を以て、本國に入とするは、香島氏の裔にして、緣故あるが故也、今神境（下生）に鎌足祠あり。

神祇志料云、鹿島神宮は、健御雷命を祀る、傳へ云ふ、此神初陸奧國[illegible]、鎭座に移り、後今の地に遷る、〔春日驗記、夫木集〕鹿島宮とは、今の[illegible]野村に在りて、荒祭宮といふもの是也、孝德天皇大化五年、始めて神郡を置き、[illegible]されし[illegible]神戶八戶に、[illegible]を加へ奉り、天智天皇、始て使を遣して神宮を修理しめ、天武天皇、九戶を増し、持統天皇庚寅年、神封二戶を減し、定めて六十五戶とす、〔常陸風土記〕稱德天皇神護景雲中、藤原氏此神を春日に遷祭りしより、後朝廷又幣を奉り位を増し、[illegible]至れり。〔類聚國史〕[illegible]記云、[illegible]の春日大明神、昔稱德天皇の御宇、神護景雲二年戊申に、白き鹿に鞍を置き、鞍の上に榊を乘せ、榊の上に五色の雲たな引、雲の上に五所の御鏡と顯れて、常陸國鹿島郡より、此大和國三笠山の本宮に垂跡し給ふ〔公事根源〕云、春日四

香取明神と申奉るは、第一の御殿は[illegible]、第二御殿は[illegible]、第三御殿は[illegible]大神[illegible]、[illegible]元年六月[illegible]日に、[illegible]、常陸鹿島[illegible]、[illegible]出給ふ、[illegible]にて、御木の枝を御むちに持せ給ふ、御供には中臣連時風、秀行と云人なり。

（宮跡）

新志云、跡宮(アト)は神野村物忌館の側に在り、鹿島の別社[illegible]、[illegible]後[illegible]、

「みそらより跡垂初めしおとの宮そのよも知らず神[illegible]」

[illegible]は、鹿島に[illegible]中社あり、大明神の初めて天降らせ給ひし所なり」云々、又後京極攝政の歌、

[illegible]のこ[illegible]にのりてこし昔の跡はこひせさりけり、

今跡宮の境内に、天日鷲社あるは、この由來によれるなるべし、又[illegible]宮あり、大神の荒魂を祭る。新志補云、[illegible]館は、上古より神宮の物忌ここに住す、今に至て[illegible]ず、天正中の大[illegible]に、[illegible]は[illegible]などとも書けり、古來物忌屋敷と云ひ、大禰宜文書に見ゆ。

秋のみやたえぬしるしは鹿島山春日野までも榊鹿の聲　慈鎮

[拾玉集]

あさ日さす鹿島の杉の夕かけてくもらず照らせよなう[illegible]の宮[illegible]

北條氏鹿島志云、三笠山とは、神宮のめぐりの山を云ふ、其山の姿、蓋(カサ)の貌に似たれば、山の形によりて名つけしにや、山の中に御宮の社あり、俗に甲宮(カブト)と云）には大神の[illegible]、[illegible]なりと傳へたり、正殿、拜殿は北向にて、假殿、樓門は西向也、正殿(不開殿(アカズ))の前に[illegible]あり、倭文神[illegible]を祭り、[illegible]は美稱、[illegible]は[illegible]古語拾遺の意なるべし、[illegible]山の[illegible]に、冷泉湧き出づ、之を御手洗(ミタラシ)と名づく。

[illegible]法、西行法師[illegible]に「治承のころ、常陸[illegible]鹿島明神に參り侍れば、[illegible]、[illegible]山にて、[illegible]いかなる[illegible]、[illegible]にさせ、[illegible]まで[illegible]、[illegible]になる、引[illegible]あとをにして、[illegible]里に[illegible]り[illegible]云々とあるは、[illegible]の形勢と相合はず。但人謂、并びに鹿島志に、是は息栖の[illegible]なりと云へり、中世の人、[illegible]を具して、本宮と誤れる者あるに似たり。鹿島不開殿のことは、百[illegible]抄、[illegible]に見ゆ、[illegible]正[illegible]に、[illegible]社と云ふ、本社を指して、不開殿と[illegible]す、信ずべし。

鹿島神廟　小野湖山

維昔[illegible]兵[illegible]八[illegible]、[illegible]、神祠[illegible]下[illegible]古、老樹蒼森[illegible]、[illegible]、[illegible]、野巫喋々足荒誕、聖徳因何寃一端、

常陸帶云、香取より船に乗りて、息栖の明神へ參る、是は鹿島の別宮なり、[illegible]より鹿島の大船津へ打渡りて見れば、一の鳥居海の中へさし出て、いと高やかに作れり、二の鳥居まで十八町が間、爪先上りに登る、三の鳥居、樓門などを入て、神前へ參る、本社、幣殿、拜殿、(舞(ハ)場と云ふ)神輿所、[illegible]殿より始めて、嚴重の大社なり。

安永中鹿島道の記云、大舟津より十町許りもあらん、木立繁く所を行て、鹿島の御本社に參詣す、きゝしにまさる森の茂りたるが中に、わきて杉の木高き、只何となく神さび渡る、こうといはん方なし、樓門には、大宮司神主あまた出迎てあないす、拜殿、[illegible]の間なごきらあまりわたり、げにさりとも覺ゆ、[illegible]の間より内陣に入て拜し奉り「公わたらしのれき事」すれば、みてくらいたゝかせ、みきをすゝむるなど、いとゝ心しづまりて、思ふくまなし、是より七八丁からより行き、奥の宮に參り詣てつゝ、[illegible]にて[illegible]して、御手洗、要石など行てみる。(寛政中香取日記云、香島の御社、[illegible]がかる[illegible]に、いくさ[illegible]、いと[illegible]にふれて、[illegible]、[illegible]、[illegible]に[illegible]、[illegible]ていと[illegible]

鹿島志云、二月十五日の涅槃會(ジヤウクヱ)に、[illegible]て、之を祭頭(サイトウ)といふ、蓋如來滅日の法會と、神軍の故俗の混合したるなり、又[illegible]に、[illegible]祭頭囃(サイトウゴマ)の[illegible]、[illegible]の[illegible]、[illegible]の[illegible]、[illegible]禮は正月七日白馬(アヲウマ)祭、廿七日、二月十五日祭頭(サイトウ)祭なり、祭頭の式は、[illegible]、[illegible]に[illegible]て、左右の大頭の者とし、其[illegible]にあたる一[illegible]、[illegible]寺院に大神を勸請し、[illegible]日の間、晴雨を[illegible]に、先左方を以て本宮の[illegible]に至る、[illegible]者に兒(チゴ)あり、鳥[illegible]の[illegible]、[illegible]子に[illegible]り、之を祭頭坊主と云）[illegible]、[illegible]に[illegible]しめ、[illegible]を着し[illegible]、[illegible]を手にし、左右[illegible]大[illegible]、[illegible]風なりとて、終日宮域中を徘徊し、[illegible]れば、大[illegible]ど[illegible]て[illegible]、故に右[illegible]る様に巡行すと、七月十日の祭禮は、七日に寶藏より神劍(ふつのみたまと云)を出し、三[illegible]の[illegible]を行ふ、[illegible]の異國の王の頭を、劒の先に貫き、大路を渡し、[illegible]陣を分ち、[illegible]相共に八[illegible]の[illegible]、諸[illegible]甲冑を帶し、兵杖を持し、神軍の[illegible]、[illegible]の數萬人、[illegible]同に[illegible]、其[illegible]天地を[illegible]すと[illegible]、

七月十日、家々に稻稈を以て、人形を造り、竹を以て兩刀とし、之を門[illegible]に置く、其[illegible]の腹中に、小[illegible]の團子を入れ、[illegible]と云ふ、[illegible]、大古[illegible]、鹿島の大神、陸奥の賊を征する時、[illegible]大助(オホスケ)に[illegible]、大助は[illegible]に[illegible]たり、其遺風今に傳はるものにて、

の義、即御授の詞の訛れる也と。〔新志補〕

社領は、近世二千石を領與せられたり、其中世の神封は、古文書に散見す、

「鹿島大神宮領田數注文

鹿島宮、千百八十八丁五反六十歩、

即郡六百卅八丁九反大

南條三百五十丁　北條二百八十八丁九反大

行方郡三百三十五丁三反三百歩(中略)

東郡吉原四丁三反小

行方忍原六丁四反三百歩

惣社七十六丁六反大(中略)

藤井十一丁一反三百歩　大田見十一丁八反

東郡赤濱十四丁一反半

西郡大橋加津見濱四十一丁一反

佐都東四十一丁八反三百歩(世谷大蓮)

吉田郡戸田野廿五丁一反三百歩

南郡大吉景十丁五反半、(中略)

新免七十八丁三反(中略)

于時、寛永二年、太歳癸未、正月晝寫之」

「注進、鹿島大神宮諸神官等、謹言上、

右、當社御修理要脚、當郡棟別錢、御寄進、一社所異存也、仍如先度言上、於宮本郷、御手洗河下者、依爲當社境籬之内、爲往以來、諸公事一切無之者也、然者至御手洗河内者、任舊例被閣之候者、一社衆徒令竭仰上歳、可勵御祈禱之忠勤者也、

一棟別錢十疋宛事、人々歎申者也、所詮、四方十疋宛、如先度言上、被仰付國中平均者、御修理可輙歟、

一御要錢事、以前依被仰出、致沙汰間、重役之由、昔以歎申者也、若此條爲中候者、鹿島三所大明神、八幡大菩薩、御罰可罷蒙者也、以此旨可有御披露候、恐惶謹言、

永享七年八月　日」

あづま路の道のはてなるひたち帶かことはかりに逢ふよしもかな、〔夫木〕

俊頼抄云、常陸國鹿島明神の祭の日、女のけさう(懸想)人のあまたある名ともを、布の帶に書附て、神前に置くなり、すべき男の名書たる、おのづからかへるなり、女さもとおもふ男なれば、したしくなると云へり、

衣手のひたちの神のちかひにて人のつまをもむすぶなりけり、　公朝

今此事は絕たるといへり、(今按、後世、孕婦の腹帶を常陸帶といふは、日足(ヒタシ)(訛りて鬼立とも云ふ)の義にて、日に充足する心なれば、其語源を異にす。

鹿島志云、道神を和名抄に「太无介乃加美(ミチノカミ)、道上祭一と載せたり、今正殿の前の山路に、道神ありて、俗に道路(ダウロ)衢神(クシン)といふ、里人の旅路に出立者、必此に手向して、道の平安を祈る、古風の遺也。新志云、鹿島立(カシマダチ)と云ふ名目は、萬葉集に、常陸と注す、下學集には、神事なりと云ひ、鹿島卷には、旅に立つ日を、鹿島立と云へるのみにて、其由は知れず、按ずるに、鹿島立とは、往昔東國の風俗に、旅立すべき爲めには、必先此社に詣する意ならん、今も伊勢神宮近き國人は、未だ神宮に詣せざれば、人の數とせず、されば東國の土人、未だ鹿島にも詣ざるまへには、やむ事を得ずして、他所に出るべき事あれば、先鹿島廻と稱して出たるにや、今も始めて旅立するを、然云ふなり、或は「人旅立すべき前日に、先鹿島立と云て、他所に宿して、翌日に旅立す」といふ、亦同意なり、

又鹿島の事觸とは、神宮の使者の意にして、舊紀、天平寶字二年、常陸國鹿島神賤、二百十八人、便爲神戸。神護景雲元年、故鹿島神賤男八十八人、女七十五人、至寶龜四年、鹿島神賤一百五人、自神護景雲元年、立制迄一所、不許與良婚姻、至是依舊居住、更不移動、其同類相婚、一依前例。十一年、常陸國言、鹿島神賤、七百七十四人、請編神戸、許之、

凡年時の風雨、豐凶災異疾病の事を占ひて、自神託なりといふ、俗家之を聞くもの、我難を拂はむ事を請へば、則神を祈り符札を與へ、謝物を得て去る、これを鹿島の事觸と云ふ、然るに寛文十年の夏、大宮司則敦、其事を惡み寺社奉行所に訴へ、事觸を糺問せられ、其託宣を停めらる、今も諸國及び都會の地に、路頭託宣をなして、事觸と稱するものあり、これ皆鹿島の地より出る者にあらず、他邦浮浪の徒、其業に擬して糊口の術をなすものなり、又鹿島踊とて、世に酒宴の席にすることあり、彌勒の歌うたふ、凡この踊は、白張の衣を着し、烏帽子を被り、幣を持て歌舞す、幣の中央に日形をつけ、中に三疋の猿を畫く、按するにこれ亦彼事觸の樣に擬するの舞なり。

世の中はまんご末代、彌勒の舟がつづいた、ともへには伊勢と春日、中は鹿島の御社、ありがたや、息栖おもりこ、かれさざん、うしろには淸き神たち、前はめがめ御座(コザ)船、かんとりは四十やしろ、音に聞くも尊や、ひとたびは參り申し、金のさごをまかうよ、金砂は及び御座らぬ、米(コメ)のさごをまかうよ、かなへ給へ、常陸鹿島の神々。

鹿島文庫は、延寶中之を置き、林鳳岡其事を記したり、其後廢壞し、庫中の典册は今に寶庫に移し傳ふとぞ。

櫻山(サクラヤマ)　新志補云、櫻山とは、鹿島大宮司が舘のある所なり、其邊の人居を櫻町と云ふ、これ亦其縁なり。

於常陸鹿島宮之日號　　鐵山

根本夜深篁吼月、櫻山春暮杖迷雲、風前胡蝶知多恨、嗤義生民不護花、〔山林風月集〕

新志云、鹿島の祝を中臣氏とす、中臣氏は上古より天地の祭事を掌り、神と人の間を相和す、仍中臣の號あり、

〔鎌足傳〕崇神帝の時、香島大神、人に託して云く、よく我を祭らるれば、天下大に平ならんと、當時この神語を解するものなし、爰に於て中臣の遠祖神聞勝命、ひとり其意を解して、天子に奏す、帝大に恐れて、大刀鉾弓箭等の物を奉て、香島神を祭る、遂に天下を平治することを得たり、〔風土記〕垂仁帝の朝に、始めて大神宮を伊勢に祭るの時、闇瞥命の孫、國摩大鹿島命を以て祭主とす、〔日本紀〕景行帝の時、香島神、大鹿島命の子、臣狹山命に託して、新に舟三艘を造て祭らしむ、毎年七月舟を造て祭ること、こゝに始まる、〔風土記〕其子孫相續て職を襲ぐ、直主、天平十八年、始めて中臣鹿島連の姓を賜ふ、子孫世々之を承く、〔續紀〕天平十八年、鹿島郡中臣部廿烟占部五烟、賜中臣鹿島連之姓、〔系圖古本〕其子大宗、家職を襲ぎて祝となり、正六位上に叙す、〔續日本紀〕天平寶字中、本部の大領中臣連千德と謀て、修行僧滿願と共に、始めて神宮寺を置く、〔類聚三代格〕神護景雲元年、藤原不比等、鹿島を以て一藤家の氏神とし、長途の煩を省かんが爲に、其靈をわかちて奈良の三笠山に移奉る、〔伊呂波字類抄、大鏡〕此時、大宗の二子、時風、秀行を以て神幸に從はしむ、今に至て春日の祠官、中臣殖栗連を稱するものは、この二子の裔なり、〔延華次第、中臣系圖〕寶龜十一年十月、大宗外從五位に叙せらる、〔續紀〕後宮司となる、凡鹿島祠官の内、中臣鹿島連の氏人は、皆大宗の後なり、〔三代格〕今の大宮司は其正嫡なりと、〔系圖古本〕(新志稿、鹿島社記を引き、宗則に作る)

元暦元年十二月、鹿島社神主、中臣親廣、親盛等、賜金銀餘物、剩當社御寄進之地、永停止地頭非法、一向可令神主管領之旨、被仰含、同月、常陸國鹿島祠司、宮介良景所領事、且准地主企當名、且任御約具弁當名仍、可停止萬雜事之由、被仰、云々、〔吾妻鏡〕

古へ、本社に仕ふる者、宮司、禰宜、祝、及び物忌各一人を置く、〔延喜式〕後に大宮司、大禰宜、大祝、權禰宜、權祝、總大行司、檢非違使、押領使、檢校、判官、傔仗、和田祝、益田祝、家司、神酒掌、宮介、物申、田所、案主等の官員甚多し、〔鹿島文書〕物忌は龜卜を以て之を定む、神官の少女二人を撰み、首日の神事あり、日數滿る時、二人の名を龜甲に記し、正殿石の間に之を奉じて、神慮にかなふ女子、龜甲灼ることとなし。延文元年文書に「注進、鹿島大神宮、天曹若木事、右靈木者、明神降臨之時、令隨逐貝來、卜在所於社壇之傍、連枝繁葉之榮、經億載之星霜畢、兩後神樹、本朝中隱當社在之歟、他社今無此種類、仍社内奇瑞之隨一也、受奉行神事之剋、採用件木枝事多之、所謂正月四日歲山(トシヤマ)、並毎月廿七日吉内御占、及御物忌補任之時、以彼木爲薪、灼龜甲、就其驗令選補者也、毎奇異之祭禮、令愛用之處、自去七月枯乾畢、天下重事何事如之哉」云々。○中山氏雜記云、宮司とは、其宮の諸官掌の上の長の意にて、神主とは、其宮の氏人の長者なり、故に諸大社も、上古には神主ありて宮司の名なし、後世に神主のみにて宮司の名を唱へざる社あり、鹿島には今宮司の下に、大行事(鹿島氏平姓)當禰宜ありて、三支配と稱す、當禰宜は東氏なり、其下に大禰宜(羽生氏)大祝(松岡氏)當祝、物忌等あり。

要石(カナメイシ)

神宮の東四町許の林中に在りて、山野自然の物に似ず、何となれば、此近地には絶えて岩石の散在布置なければなり、古來因りて神石と爲す。

光俊家集云、かしまの社にまうで侍りけるに、おくの御前とて、不開(アカズ)の御殿よりは、二三町はかり東の山の中におはします、御殿にて古き神官をよびて、これに、平なる石の圓なるが、二尺はかりなるやある、となんとひ侍るに、さる石ありとて、御殿のうしろの竹の中に埋れて侍りけるを、ほりいでてけり、此明神あまくだり給ひて、此石のうへにて、影向せさせ給ふ石なり、萬葉集に、石のみましとあるは是なり、

尋かねけふ見つるかなちはやふるみやまのおくの石のみましを。

常陸帶云、要石は社の後に在り、石の形は常帽と云ふ物の如くにて、石面に窪あり、神の世にて打込み給ふ釘なりといひ傳ふ、周りに瑞垣を結び、注連を引きたり、是より半里ばかり南の山の中に、木深く圍ひ回らして、譬へば内侍所などの如く造りたる所あり、是を神野の御舊と云ふ、彼の齋宮の古へも、斯くはと神々しさ、身に泌むばかりに覺ゆ。○里人談云、鹿島に一の神石あり、丸く柱のごとくにして、亘り一尺五寸ばかり、頂き少く窪めり、地を出る事二尺餘、その根のふかき事、幾丈といふ限しらず、動せばゆるぐなり、其石の本を貫にて穿れば虫いづる、其むしの數にて、幾人の子を育ると云を占ふと、土俗の説なり。○地學雜誌云、要石は、一見或は標石にあらざる如くなれども、今地上に露出する部分に就て、考察するに、其突出頭の圓柱にして、高サ二尺計り、圓滑の形状、人工に成れることは疑を容れざるものにして、地生の磐石にあらず、而して其石質は、細粒狀黑雲母花崗岩にして、筑波山北に産する建築石材、之に類するもの多し、上古或は該地より此に運送し、神座の標示に用ひしもの歟。

圖志云、要石、在神祠東高天原、石根入地、莫知其大小者、俗傳爲扇釘目要、是名石要者、土人相傳、有大魚、圍繞日本、首尾會於鹿地、鹿島明神釘其首尾、以貫不得動搖、譬如扇柄有釘、此石即釘也云、荒唐可笑、○心越禪師東皐集云、咏鹿島鎭護石「鎭護明神現神力、石作神鐵鎭寰區」云々、總州香取郡亦有之石猶存、竊信常陸之道、始得飽觀之矣、是歲甲子(貞享元)九月云々。○鹿島志云、要の語源は鑿眼(カニメ)なり、延暦儀式、延喜式鑿眼釘あり、物の丸き樣に名づく、

詞林采葉抄云、凡我國は、藤根の國と申すとかや、是れ則鹿島明神、金輪際より生出たる御座石を柱として、藤の根にて日本の國を繫ぎたまふと申す故也。

（御手洗）

鹿島神宮寺址　鹿島本地堂、大神宮寺と云ひ、初め鉢形里に在りとも、塙村に在りとも傳ふるが、詳ならず。近世は、宮中阿佐壘に移し、神領の中百三十石を分賜せられ、門末凡一百寺を有す、密教の僧住持したり。護國院、御手洗寺も、供僧なれど、神宮寺と異なり、各三十石の配分を受けたり。

根本寺境内、御笠岡に經塚あり、其塚中より銅牌出づ、「鹿島大神宮寺、奉納妙法蓮華經、一字一石、書寫一百三十七部、嘉吉三年」云々と刻めり。御手洗寺は、一石涼泉寺といふ、其涌泉頗幽趣あり、此を奥の宮ともいふ。

凶徒對治祈禱事、近日殊可致精誠之狀、如件。

應永三十年八月三日　　持　氏（花押）

鹿島護國院、鹿島宮寺

秋日千涼泉寺　　天浦

阡陌高低樹、夕陽影有無、石乾苔猶活、風定葉猶驅、溪痩魚心險、林寒鳥夢孤、水聲秋更好、淸淺遶庭隅、

郡鄉考云、鹿島神宮寺は、塙村に古趾あり、是れ大宮司中臣氏宅地の邊にて、今猶神宮寺谷と云ふ、三代格、天安二年官符「天平勝寶中、宮司中臣鹿島連大宗、大領中臣連千德等、與修行僧滿願所建、承和四年、預定額寺」又嘉祥三年官符に「應隨闕、度補僧五人」此時、部內民大部須彌麿等五人を度して、住持せしむ、三代實錄「貞觀十七年、勅遣使者、施入幡卌四流、國司校帳、永以相傳、使者奉幡之日、修善諷誦、便以當國年達內監察布百段、充喫料」と記せり、按、滿願は京都の人、蹤跡を遁りて、天平勝寶元年、鹿島に至り、大般若經を書寫し、神宮寺を建つ、八年ありて駿河に往き、筥根山に錬行し、其三所社を建つ、後伊勢に赴き、桑名郡多度（法雲寺）道場に居り、神坐山の南に小堂を搆へ、神像を安置して多度大菩薩と號す、實に天平寶字七年なり、是所謂多度神宮寺なり、後再び筥根に還り、錬行例の如し、聲譽昇聞、召に從ひ京都に赴き、遂にて寂す、年九十七、常に方廣經を誦し、一萬卷を看閱し、因て又萬卷上人とも云ふと、鹿島卷、筥根多度兩緣起に見ゆ、續紀「天平神護二年、遣使造丈六佛像伊勢大神宮寺」とあれば、我邦神宮寺を建しは、鹿島が最初にて、伊勢是に次ぎし事明なり、畢竟、聖武帝の時より、神佛の事甚盛に、已に「天平十三年閏三月、奉八幡神宮、金字最勝王經、法華經、各一部、度者十八人」と云ふ事起り、遂に彌勒寺を建て、大菩薩の號をさへ奉れり、やがて鹿島、伊勢以下、諸大社に造佛の事ありて、承和十年「勅、令十五大寺、及七道諸國國分二寺、并定額寺、名神等寺、講仁王般若經」と見ゆれば、此頃は名神社遍く佛寺ありしなり、鹿島神宮は、延寶五年、大宮司則直の時、社頭の佛具、神前の法器等を除き去り、僧家の堂塔、社邊に在りしをも移轉したりと云ふ、天保改革、明治維新を經て、愈神佛の別立することゝなり、其關係一變す、殊に神宮寺は、文化中火に罹り、明治の初めに及び、名跡全く廢す。

（額來）

鶴來岡　神宮の西南十町ばかりに在る紫原にて、前には浪逆海、十六島をのぞみ、後は鹿島野なり。岡の下に池あり、布多邪久と名つく。鹿島志云、布多邪久池は、器隱井といへるか、其名うつりて岡の名と爲る、俗說に、鶴の來居りし故に、鶴來と云ふと誤じ、又額來の附會あり。

岡田十里紫雲湄、一棹淸流截濟從、莫是仙眞曾隱處、曾依來立鶴來峰、　磐溪

中山氏志料雜記云、大操べゝの傍を、鶴來と云ひ、此に大杉明神あり、石の小祠にて、近邊に清水出る、昔常陸坊海存は宮中に住し、人々に喚ごして、大杉明神と顯れ、後信太東條の安婆へ移れりと、宮中の修驗島寶院は、大杉山と號し、即海存の法弟の筋目なりとか。赤水常陸考云、大杉明神、相傳、祭僧海尊、蓋所謂鮑君神、李君神之類乎。

（大杉社）

（下生）

根本寺　神宮の西、下生（大船津）に在り、瑞甕山と稱し、玉垂の小祇の古跡を傳ふれど、小祇の事は、息栖社にも傳ふ、疑ふべし。○新志云、根本寺は、寺說に、推古帝の時、高麗僧慧灌開創とぞ、本尊藥師、釋迦、彌勒の坐像、高各一丈四尺、脇侍不動、毘沙門、立像各高一丈、又十二神將は、立像各四尺六寸、其他古來の木像今に存す、文永四年三傳堂修補勸進帳曰「傳云、昔當推古天皇御宇、聖德太子奏聞曰、夫東奧常陸國、鹿島郡者、吾日域之東北、而夷狄邊隔之地、民間心暴惡、知道者少、加之當于鬼門、且請須彌東州、藥師瑠璃光如來、爲致圭之地也、思此觀彼、一爲帝國鎭護、一爲衆民修善莫惡、卜地南特建立伽藍、王道輔翼、何以識乎」云々、また文永、弘安の蒙古亂の時、天子より勅印を賜て、異賊追討の祈禱を修す、程なく靜謐す、印文「天下平均、異國歸伏」の字あり、裏に勅璽の二字あり今に存す、實に奇代の御印なり、康永年中に至て、又大破に及ぶに依て、光明帝の勅ありて、入宋の敎外得業和尚住持せられ、始て禪林となる、正平十七年、天桂立棟和尚中興す。○又云、根本寺の田中、いさゝかなる塚に、椎木一株あり、めぐりは田地なれば、年々田に切開かれなどして、自然にかくの如くなれりと見えたり、俗に瑞甕森と云ふ、夫木抄に、鹿島といへるは是なり、鹿島神宮傳記に「本社去西十町、濤遶田中、有一島、有甕、謂鹿島、依之爲郡名、又傳有島、是謂甕山、亦有甕」云々、このは說は、夫木抄に合ひ、甕山とは、寺の後の山をいふと見えたり。

（甕山）

寺にれてまこと顏なる月見かな、　芭蕉

根本寺は、安貞、慶長中より、寺領一百石を有せり、當時の邑主鹿島氏、佐竹氏の寄附狀存す。又、永正二年、鹿島孫幹の寄文に、「當寺、貞和二年丙戌、自改宗以降、開山數代相傳門弟子、永代相續、寺領一切、停止京鎌倉軍陣等諸御公事」云々。

本寺敷地、後山向山、門前屋地等、太子堂、在家陸間（寄立壹間、大畠四間、安房寺間、岡居貳間、北宮壹間）田數八町五段、畠三町九段、塔頭地、鹿地在家壹間、田數七段、國末屋地壹間、此外ト山村田畠在家山野等、此内半分寄可爲鹿王寺領事、

右所々、永光重代相傳之私領也、然間限永代根本寺ニ寄進者也、就中當寺領爲亡父御廟所之間、至子々孫々、爲此門徒、殊可致崇敬者也、於違背者、山村末以總領之人支、可奉助成者也、寺領檢斷沙汰等、一切可爲寺家之計者也、但住持職事者、果宣上人自幼少爲養子之間、至子末代、門弟子可永代相續者也、敢不可有門家違亂、又寺領一切、可停止京鎌倉并軍陣等夫馬諸御公事者也、（中略）

應永十年八月十九日　　永光判）

根本寺は、初め天台宗なれば、山王を鎮守とす。又鹿島氏の墓石數多、寺中に存す。

元治元年の秋、筑波山の天狗黨、并びに那珂湊大發勢の餘衆、所々に嘯集し、小川、玉造の二郷校、及び鉾田の三光院、鹿島根本寺等に在り。關東諸兵、追討の命を奉り、九月朔日、小川、玉造の二館を焚き、鉾田に進軍す六日、大船津の航路已に幕軍の奪ふ所と爲り、根本寺投錨の諸浪人、進退の據を失ふ、或は潮來、鹿生に遁れし者ありしかど、前後皆追討軍の捕斬する所と爲る。

大織冠神社（ダイシヨクワン）　鹿島志云、下生村の■山の向なり、霜月廿八日祭禮あり、鎌足の當國に生れ給へることは、大鏡、同裏書、伊呂波字類抄、簾中抄、下學集、北條九代記、常陸國誌などにみゆ。

筑波嶺洞岳雲村、當氣當年歳大貫、豐壽寄天扶北嶺、
曾聞古寺今南潮、中興勅業山河固、寶祚榮華日月長、
祠廟永存生降地、何須不朽畫幻像、　天　山

當郡宣旨嵌、元祿九年、六角侍從藤治　江戸高家　神供料寄進狀に、

鹿島郡藤原郷、大織冠御宮者、任守烏丸日野兩家、中興之始祖、子孫繁榮、官位昇進、被名芳于、尚雨者六角家、武運長久、云々。

根三田（ネサンダ）（吉久）

今鹿島町の大字なれど、宮中の南二十餘町なる湖岸に在りて、北浦の一津渡しす、東は粗村に接したり。

根三田に吉久（ヨシヒサ）てふ地字のこり、康永元年■田文書に「鹿島郡南條下宮、宮本郷内、永助、吉久兩名、田畑在家一」といふは此なるを知る。「新志■云、佐田沼は、風土記に見えたる寒田なること論なし、今は埋り田になりて、水淺くなりたれど、周回はさまで狹からず、五町四方ばかりなり、中島に辨天祠あり、この沼の東西南の三方にあるは、根三田、佐田、猫、大窪（この村は佐田の内に圍せらる）古瀧、俗に三田五ケ郷と稱す、三田氏、本系詳ならず、代々鹿島社の案主所なり、（佐田村吉川氏文書に、曆應中、案主所三田某あり、大宮司家の舊記文書を考るに、嘉吉、延文、寛永の比に至て、案主所三田久千あり、永享中、案主所三田久道、永祿中、案主所三田某あり、後三田氏絶えたり。

鹿島御神領　　三田村之内

九十石	神主殿	十石	宮介
百二十石	おもいみ	二石	田所
二十石	松■	十五石	小別當
十石	坂戸はうり	十石	中神
十三石	惣追	五石	和田はうり
三石	■北■	十五石	惣社家中
合四百十三石		右同	

供分中

十五石	神宮寺	三石	■主
十五石	普德寺	三石	■■
十五石	護摩堂	三石	■■■
十石	正等寺	三石	法きう
五石	五塞院	三石	けんきう
七石	息栖別當	三石	長■寺
三石	文殊院	壹石	金■■
三石	東林	以上九十貳石	

惣合兩社家供分中四百五石

文祿四年乙未八月廿八日　塙■、在判、■見出雲■

根本寺文書、慶長癸巳行事記に「東生、三田、宮本、田向、佐田、伐尾■、此六郷より、當寺三箇々より供物相調候云々。

大船津（オホフナツ）（舟戸）

又舟戸（フナト）とも云ひ、鹿島の水驛なり。宮中の西十八町、北浦に臨み、對岸は行方郡延方村なり、相距る半里。又水路、潮來へ三里、息栖へ三里、鉾田へ六里、今豐津村と改む。

大八洲遺記云、大船津、是常陸國鹿島郡、俗曰北浦、朝凌潮渺、水禽朝來、風帆往來、神宮華表、巍然水中、兵有事時、據岸屯者北浦也、長元中、平忠常反、據上總、源頼信討之、祇鹿島、在宮司舍之、蓋或此地。風土記に「香島之宮、年別七月、造舟、奉納津宮（ツノミヤ）」とあるは、今のアイロコイロ社の事とぞ、されど、吳竹集に、

常陸なるあいろこいろの山越て鹿島の國の果とこそきけ、

と擧げ、アイロコイロとは、彼方此方といふ詞なりと說すれば、山につける社にて、津宮とは■■し。但し、

本宮に御船祭も、中世已に絶えたりと云へば、夫竹集の歌も、言義を悉せりと爲すべからず。近世の虚舟(ウツホ)祭は、楼門の側なる、八龍神の前に備ふるとぞ。又アイロコイロの社は、今水濱に遠ざかれり、是は古今船津の變遷あるに因る歟、下生の鰐川の邊とす。○元禄九年紀行、陸奥千鳥云、江戸より行徳まで川船、木颪へ着、夫より夜船にて板久へ三里、一里行て十丁の舟渡、鹿島の華表、海邊に建つ、神前まで二十四丁、奉納の額にて掃くや三笠の花の塵」桃隣。○利根川圖志云、大船津は、鹿島の一の鳥居門、其海中に立ち、昔は津の宮といはれたり、東國戰記には大船戸に作る。○新志云、地方の子守歌に「ねんねが守りは、どこいッた、鹿島の舟戸へ、帯買ひに、帯は七尺(ナナタケ)、直は八十三文」云々、是は帯下の事をうたふ者にて、舟戸にて其帯買ひて、社頭へ詣でしならん。香取海夫注文に、鹿島郡大船津、鹿島知行分とあり。

爪木(ツマキ)　今大船津と相合せ、豊津村と改む、大船津の西北半里、北浦の中へ張り出たる地にて、湍と呼ぶ。○新志云、爪木村の荒塚は、文化中、農夫この塚を發して、刀鎗の朽腐せるものを得たり、塚中の棺は、十石の大なるものにて、櫃の如くに圍みてありしと云へり。

瀦尾郷(ヌマノチ)　和名抄、鹿島郡諸尾郷。○今豊郷村なるべし、大字沼尾存す。原書、諸は瀦の誤なること、推究して之を知るを得ん。即鹿島郷の北にして、風土記、郡家北、沼尾池、古老曰、神世自天流來水沼、所生蓮根、味氣太異、甘美絶、他所之有病者、食此沼蓮、早差驗之、鮒鯉多住、前郡所置、多蘼橘、其實味之、と載する者、是なり。

沼尾(ヌマノチ)　今須賀、山之上、猿田、田谷、田野邊等と相合せ、豊郷(トヨサト)村と改む。大船津の北一里、沼尾、坂戸(サカト)の二古祠あり。

風土記云、神郡所有、天之大神社、坂戸社、沼尾社、合三處、摠稱香島之大神、因名郡焉、風俗説曰、霰零香島之國。

(坂戸社)

あさましや坂戸の宮のかり宮のあやのみたれてさてやくるなん、〔夫木〕　光俊

鹿島郡坂戸祠、寺畠荒野之事、

四至、北限神事道、東限保立山、南限小佐役坂、西限山上注、

右件寺畠荒野、永停止平家公人等之入部、爲社家一向沙汰、限永代、至子子孫孫、可令領知也、敢以不可違亂、仍爲後代、證文之狀、如件、

弘安二年己卯十一月七日　坂戸神主照常(花押)

大宮司散位中臣朝臣(花押)

按、新志補に、鳥栖の坂戸の地に、坂戸社ありと爲すは疑ふべし、弘安證書に、東限保立山、西限山上注と云ひ、保立(ホタチ)、山上は正安證文「南條、中村字内」とありて、今も猿田に其名遺れゝば、鳥栖宮崎の坂戸なる以て、古社と爲すべからず、坂戸社は今の山之上社に外ならず。

(沼尾社)

夫木集云、光俊朝臣「ぬまのをの池の玉水神代よりたえぬやふかきちかひなるらむ、此歌は、寛元元年十一月五日、鹿島社詣です、宮めぐりし侍るに、沼尾社へ詣でけるに、社邊に沼尾池あり、其さまいさぎよくみえて、神代に空より水くだりて、蓮の生たるに、これを服するものは、不老不死など、風土記にみえたるに、いまはたさふることになん侍けりと。

郡鄕考云、沼尾村、此地流海の一支東へさし入り、其末に沼あり、周圍廿町許、東の岡に沼尾社あり、地名は此沼より起れり、古は社のあたり、皆人家なりしが、今は流海いさし入り淤塞し、水田となりしより、人家も田なし、逐て流海の上に遷り、舊地は岡沼尾と呼びて、民居なし、

又前に瀦尾郷の下に引ける文「前郡所置」とは、風土記修撰より前に、此地に郡家ありしを云ふ、今山上(ヤマノウヘ)村に、沼尾彌十郎が館址あり、沼尾社よりは又稍南二三丁もあるべし、其墟彬彬にして、古郡家の跡に、沼尾氏の據れるなるべし、其處より下る坂を、大門坂と云ふ、坂戸の地名も、此坂より負ひたるか、坂戸社は沼尾にさし入たる流海の南涯に臨む、今は皆水田となりたる上なり、沙彌本光(蓋沼尾氏)應安五年讓狀に「沼尾宿内、田野邊、笠貫(今田谷村の後、笠貫明神あり)沼谷、(沼尾、田谷二村のやつを云ふか)大接戸、(今田宮に入る)頁濱、(今赤石清水等の海濱)井野、(今高天原西北につゝく原野)及大宮棧敷一間、地頭職事」とある地名、皆郷中なるべし、鹿島應永卅一年寄進狀にも、沼尾郷あり、此郷は林頼幹の長子、沼尾平太重幹地頭たり、本光、彌十郎等は、皆其子孫なるべし。

(山上)

清夫注文に「鹿島郡椋賀(ヌカガ)の津、ならやま知行分」とあるは、大船津と奈良毛の間にて、沼尾須賀(スカ)の邊に似たり、猶探るべし。

塚原(ツカハラ)　沼尾と須賀の間を、塚原と云ふ。是れは、近古天正中の劍客、鹿島新當流の祖、卜傳の苗字の地とぞ。卜傳は、其法を本社の社人、松岡、吉川の兩氏に傳へしたりとて、各家說あり。

田野邊(タノベ)　今豊郷村の大字とす。○新志補、常陸の名所、田邊磯、今其名を失す、思ふに多珂郡磯原村と見えたり、或說折藻山の處にあり、常陸往來の大道なり、或は、鹿島郡田野邊村を以て其地とす、然れども、其地內海に近しと雖、磯と云ふべからざる上、大津へは隔たる所なれば、必其地にあらず。

鹿島野や露うちみだれ雨すぎて田邊の磯に落つる夜の月、〔名所千句〕　宗祇

鹿島社、正和元年文書に「坂戸宮、月次料御供、田野邊內、山張五段」と見ゆ、應安五年文書には「南條沼尾宿

内、田野邊」とあり。

猿田(サルダ)　今田谷(タヤ)と共に、豐郷村の管内なれど、沼尾の東なる圜野の中にて、神宮の北一里許、其東は神向寺、小宮作の清濱とす。○神宮より磯濱に向ふ、沿濱の直路は、猿田、田谷より飯島、汲上を經、子生、成田と進む、荒涼の一道とす。

神向寺(ジンカウジ)　舊村名にして、今小宮作、中作、下津(オリツ)、明石、清水等と相合せ、波野(ナミノ)村と改む。神宮の東北なる滸汀に在りて、平井の北一里。
神向寺は、元佛利の名に出て、今も其寺ありて、遊行時衆の道場なり、近世除地高三十一石。

宮前郷(ミヤサキ)（小宮作）　和名抄、鹿島郡宮前郷、(今波野村にして、小宮作(コミヤサク)と云ふは、宮前の遺唱なるべし。作とは、諸州の例には、迫(サ)にも作り、渓谷の義なり。小宮作の地形、大海の濱なれど、一頂の丘陵、其東面を遮蔽し、稍渓谷の趣あり、神宮の東北一里、
根本寺文書、文祿中、東義久より、小宮作二十三名の田を、寄附の事見ゆ。
舊説、宮前郷を以て、涸沼の南岸なる宮ヶ崎に擬定したり。されど、彼地は、舊茨城郡鳥田郷の域内と推考せらるれば、更に新按を加へつ。○沼尾幹政の三子、胤直、田野邊十郎と稱す、二子胤幹、政幹、政幹の子家幹、宮崎三郎と稱す、其裔孫幹顯、又太郎、〔系圖〕延元三年、其宗幹重に從て、神宮寺城を攻む、〔太田文書〕幹重より、爲幹顯の子、興國三年大使たり、〔大使役記〕應永廿四年宮崎氏は上杉禪秀に黨するを以て地除かる。〔烟田文書〕

中村郷(ナカムラ)　和名抄、鹿島郡中村郷、今中野村是なり、沼尾郷の北に接し、西は北浦に臨み、東は大海に至る、大字には中村と云ひて遺れり。
新志云、中村はもと鹿島里の中央なれば、名づけられたらんか、和銅以後に至り、鹿島より沼尾、中村の二郷を分たれし如し。(今按、中村とは鹿島、白鳥の中間なればならん。此郷名は、風土記に見えれど、彼書もと全文にあらねば、如何とも判別し難し)「寒田以北五里」とは、鹿島、中村、白鳥、德宿、宮田等なりし歟。○郡郷考云、中世、中村郷と云へるは、鹿島南條を二分して、中村、宮本の二郷とす、和名鈔の境域に非ず、弘安勘文、南條中村内友安名、上宿内友久名、同宿内永江(今永井と云ふ、田野邊に入る)同宿内林、同宿内小佐(今山上内なるか)同宿保立(今猿田村に入る)同宿内山上、同宿内片野(今詳ならず、今の大掾部垂(ダイジヤウヘタ)か)同宿内安宗名、(其地詳ならず)宿は東鑑に驛程停宿の地を云ふ、郡文に多く宿と稱するは、郷と云ふか如し、名とは鹿島神官の名田なるべし、本郷は、鹿島の一族、中村平次兵衛重植地頭として、子孫天正中に至る。

林(ハヤシ)（奈良毛）　今中村、奈良毛(ナラゲ)等と相合せ、中野村と改む、宮中の北一里半。其奈良毛は北浦の涯にあり、海夫注文に「奈羅毛江、中村知行分」是也。
新志云、林村に城址あり、鹿島三郎成幹の六男、賴幹、始めて是に居る、因て林六郎左衛門と稱す、三男あり、長を重幹、沼尾平太と稱す、次を重頼、中村平次兵衛と稱す、次は貞政、林左衛門六郎と稱す、父に繼て是地に居る、子孫林に住し、青塚、奈良毛、角折、志崎等の地を領す、天正七年白鳥の札村に於て、荒原右部左衛門に殺され、林氏爰に絶す。

神戸原(ガウト)　中村、林村の東にて、北は飯島に至る曠野に名つく。
新志云、鹿島神門(ガウト)原には、古墳多し、形状大小同しからず、神門一に甲藤(カフトウ)に作る、又夫婦(メヲト)塚、大掾部田の千年塚など、又大塚部田の牧使塚、小町塚、いづれも古墳なり。一統志云、神門原の古墳は、數里の間其數甚多し、大小同じからず、昔上古の墳墓にして、所謂千優頭有り、鹿島より、水戸へ赴く路の傍にあり、さればこの神門原に列なれる村里の名に、津賀、濱津賀、青塚、白塚、安塚等あり、古墳にちなめること、以て知るべきなり。

鹿島道中作　　佐藤[illegible]
十里郊原鬱彩新、千人塚上夕陽斜、晩來試問前村路、行盡松林纔有家、(神戸原有千人塚)

高家郷(タケヘ)（武井）　和名抄、鹿島郡高家郷、○今大同(ダイドウ)村是なり、大字武井(タケヰ)ありて、即高家の訛とす、中村郷の北に隣る、弘安勘文には、武家に作れり。
高家は風土記に見えず、白鳥郷の中より、和銅以後に至り分たれし者なるべし、蓋は下島の條にも見ゆ。舊文に、北條白鳥郷内二十七町五反、志崎、武家村以下在之、とのせたり。

津賀(ツガ)（志崎）　今武井、志崎(シサキ)、和、棡木等と相合せて、大同村と改む、林の西北一里、北浦の水濱に在りて、其東は同野なり。志崎は津賀の北にして、武井と相接し、弘安勘文に見えたり。
津賀の神門原は津賀原ともよばれ、今に三百餘町の空闊を見るべし。又鹿島平氏の一族に、津賀氏あり、海夫注文に「かけさきの津、以ま里の津、津賀知行分」と載せたり。

春秋(ハルアキ)　近年和村と改めしが、今又大同村へ併す。弘安太田文に、南條中村内春秋とあり、中世大掾氏の族、此地に居り、春秋氏となる、津賀の東南とす、子孫江戸氏に屬し、川和田へ移る。
烟田氏建武三年、弘安八年等の文書に、立原(タチハラ)とあり、系圖に、烟田太郎親幹の弟に、友幹あり、立原五郎と云ふ、これ或は立原氏の祖なるべし。弘安太田文に、南條中村内小見とあり、小見、立原相隣る。

角折濱(ツノヲレ)　今大同村の大字に角折ありて、和の東なる海濱とす。此地は、恰鹿島沙觜の弧を畫ける中點にあたり、東下、磯濱、南北いづれへも十里と稱す。

文正草子に、かくて文太は、なく／＼足にまかせて行ほどに、つのをかの磯とて、鹽やく浦につきにけり、悲しき中にも、面白のてい也、こゝろあらん人に見せばやと思ひて、かくなん「心あらん人に見せばやつのをかの、鹽やのけふり波のよるべを」云々。

新志云、霜水寺、角折村にあり、眞言宗とす、什物に天狗爪、駒角、須彌石等あり、この外に文太記二卷あり、文太は所謂ゆる鹽賣文正常岡と、文正草紙に見えて、この村の人なり、村中に長者屋敷とて、一萬坪あり、鹽賣文太の墟にて、今に此地に居るもの、每年鹿島神宮へ鹽を獻るとぞ。

下島郷（シモトリ）

和名抄、鹿島郡下島郷○今詳ならず、中山氏は、神向寺の邊に擬せられたり。されば白鳥郷と高家、中村の二郷を隔てて、其南東に在りとせん事、疑惑なきに非ず。蓋、角折濱の邊のみ。新志云、和名抄に、下島を以て直に白鳥の次に列す、もと一郷にして、後分置せしこと、推して察す可し、又更に白鳥、下島の間に高家郷を分置せられたり、今其名亡すと雖、地勢に依てこれを考ふるに、この郷東は東海に涯り、西は中村郷に接し、南は高天原に至り、北は高家郷と相交錯す。

白鳥郷（シロトリ）

和名抄、鹿島郡白鳥郷。○今白鳥村の名を建てたり、即札驛の邊にて、武家郷の北と知るべし。

白鳥里は、風土記に、郡北三十里と云ひ、後の札驛の邊なることは明白なり。されど、下島郷も白鳥の位置を知らず、蓋角折濱の邊迄、又中世、白鳥庄とは廣く徳宿郷の邊まで及ぼせし證ありて、謂ゆる鹿島北條是也、弘安記を、白鳥郷、田數合百餘町とす。○新志云、風土記に據れば、南は角折濱の邊までも、白鳥里也、されど、中居村の邊こそ、白鳥の親里なれ、因りて熟考ふるに、中居と角折との間に武井村あり、この武井は、古の高家郷なれば、和銅より後に、白鳥の南地を割て、高家郷を置き、其東南に下島郷をさへ置れしと見えたり、鎌倉將軍の比、高家郷は又變して、白鳥の寄邑の如くなりしと見えて、弘安太田文に「北條、白鳥郷内、武家　とあり、武家は即高家なり、又鹿島大宮司舊記は、鹿島郡を南條、北條と二箇條に分け、郷戸より北を總して北條白鳥といへり「（郷戸とは神門原をさす）

風土記云、郡北三十里、白鳥里、古老曰、伊久米天皇（垂仁）之世、有白鳥、自天飛來、化爲童女、夕上朝下、摘石造池、爲其築堤、徒積日月、築之壞之、不得作成、童女等唱曰、一志漏止利乃芳我都々彌乎都々半止母安良布[illegible]日石臣波古叡　一二一　斯呂唱歎、昇天不復降來、由之其所號白鳥。

白鳥の詠、異說あり、或人の考に「白鳥の芳賀比に都々彌つつむともあらふまもうき都々彌は古叡て」と、補正したり、又斯呂は「斯口々」にて「此にくち／＼に」とよむべしと。

中居（ナカヰ）

今舊名、江川、札、飯島、阿玉等と相合せ、白鳥村（シラトリ）と改む。白鳥山照明院てふ佛字ありて、白鳥郷の親里とす。○新志云、中居氏は、又白鳥氏とも云ひ、江川、石津も中居氏の族之を知行せり、江川は飯田文書に半河に作り、石津は今の稀木に混同すと知るべし。

新志補云、田野邊政幹の三子時幹は、中居四郎と稱す、其孫幹綱、四郎太郎、其子幹村、三郎と稱す、〔系圖〕弘安九年大使たり、〔大使役記〕子幹文、元亨中の人〔東福寺文書〕後世次を失ふ、幹儀、五郎左衛門尉、〔古證文集〕結城郡、〔大倉福泉寺鐘銘〕正平八年、足利尊氏に從て京師にあり、〔古證文集〕永享中、民部少輔あり、長慶、寛正中に上野介忠幹、延徳、文龜中に高幹、天文中、常陸介安信、〔福泉寺住持記〕天正中、式部大輔秀幹、〔鹿島文書〕佐竹義重に從て、援兵を出す、〔永慶軍記、小河俗狀〕十九年、佐竹義宣の計を以て、秀幹を誘致し、之を擒殺せんとす、秀幹其謀をさとり、佐都に走り追兵に殺さる、〔三十三館由緒書、和光院過去帳〕秀幹、島、稀木、志崎、竹井、江川、大蔵、青山、櫃内、町山、別所釜、渋上、濁澤、武與釜、新地、組塚、新釜、田子沼、高釜、境地釜、下澤、武井釜、大志崎の二十四村を領せしと云。

札（フダ）

今白鳥村と改む、宮中の北四里、鉾田の南二里、北浦に瀕せる小驛市とす。西へ行方郡へ渡れば、二里半にして、玉造町に達す。海夫注文に「白鳥船津、しろとり知行分」と云ふも此所。新志云、札の故城は、白鳥郷に在り、馬場氏の族、札氏の築く所なり、中世札繁幹と云者あり、子孫世々相襲て札城にありて、札、阿玉等の地を領す、札幹繁篇を能す、〔大島語錄〕天正十九年二月、佐竹氏、南方の將士を誘て、太田に招き悉く之を殺す、幹繁も其中に在りて、家亡びぬ、また奥州藤崎系圖によれば、安貞堯恒、藤崎太郎と稱す、其子高任、藤崎を去て常陸に來り、後に鹿島郡白鳥十二郷を稱す云々、此系圖、古代のものにもあらず、信けがたき事甚多しといへども、藤崎は安倍氏にて、久しく鹿島郡に住する事は、世の知る所なり、寛永中の舊記にも出たり、又鉾田村西光院本尊は、安倍氏の奉納にて、先祖貞任の守本尊といへり、されば安倍氏の、札の邊白鳥郷に居れるも、實なるべし。

伊島郷（イシマ）

和名抄、鹿島郡伊島郷。○今白鳥村へ合せられたる飯島、澤、大蔵などにあたる、即白鳥郷の東北にして、大湾の濱とす。

（飯島）

郡郷考云、今飯島（イヒシマ）村是なり、其北隣渡上村に、飯島山大悲寺あれば、其地も郷中なり、且飯野文書、建武四年、長倉義綱が渡上を發して、陸奥に赴くや、伊賀盛光のこれに會せるを見れば、其頃は驛をも兼たるに似たり。

大藏（オホクラ）

今白鳥村の大字とす。○新志補云、大藏福泉寺、俗

(福泉寺)

に穴寺と云ふ、その鐘銘に「常陸國大賞山福泉寺鐘、天保高神、當寺大檀那、掃部助平朝臣幹貞、爲化法同浄植、奉行僧倭琳、結縁衆一百餘員、大歳甲寅十二月甲申、小春十七日」とあり、幹義は即中居氏なり。延寶傳燈錄に、華叢嶺宗嵩の開山とするは、鐘銘に合はず。延寶傳燈錄云、華叢嶺宗嵩、親炙妙心寺授翁、後下常州潮來長勝寺、上庶歸風、鹿島常陸權越、建福泉寺、請爲開山始祖、寛永十九年化。○本朝高僧傳云、殘夢、武藏寶山、在其開承、永祿中、遊化關東、住常州鹿島福泉寺、慈照大師、少時逢夢聰禪要、後謂人曰、吾參殘夢和尚、而得長生之術矣、宇都宮興禪寺物外播公、包笠之時、謁夢有問答往返、常陸州氏、月之六齋、郡邑之市、往々見之、其顏貌如可七十者、天正四年三月、無病而化、少頃蘇生、呼筆書偈曰「隨在無間、石遊間當、喝下聞驢、死眼豁開」喝一喝、擲筆長往、壽一百三十有九。

上島鄉(カミシマ)

和名抄、鹿島郡上島鄉。○今上島村を建つ、蓋其地なり、即伊島白鳥の北にして、西は北浦、東は外洋に至る。上島とは、もと上伊島の心にて、和銅以前には、白鳥里の中なりしを、其後に割かれしならん。

汲上(クミアゲ)

今梶山、二重作(フタヘサク)、及び背山、釜、濁澤等と相合せ、上島村と改む。札の東北一里餘、磯濱より鹿島へ詣づる直徑にあたるを以て、汲上、飯島は、其往來にあたり、宮中へ四里、磯濱へ五里。

元祿紀行常陸帶云、鹿島の宮より、猶磯傳へに、貝つ物拾ひ、海の水むすびて、背味ひなどしつつ、行く〳〵、日もやや落方に、飯島と云ふ里に至りて、賤が茅屋に宿を求めたり、つとめて飯島を出て、汲上、更浦、大貝などいふ浦々を傳へ、云々。

濁澤(ニゴリサハ)

今釜濱と共に、上島村の大字とす。烟田文書、永享五年所領讓與狀に「德宿鄉烟田村之內、濁澤、釜、島」と見えたれば、もと烟田の屬域とす、享保三年の烟田十六村の覺の中には、釜、濁澤を濱方七村の中とす。

梶山(カヂヤマ)

今上島村の大字にて、汲上の西一里餘、北浦に臨み、化と烟田の間なる岡崖に居る。

中居時幹の二子、時家、梶山次郎と稱す、〔系圖〕應永三年、幹[illegible]あり掃部介と稱す、〔鹿島文書〕廿四年、梶山氏は[illegible]秀に黨し、地除かる、〔烟田文書〕應永三年神宮寺言上目安の狀に「當大神宮者、本朝守護之靈社、異國征伐之尊神也、毎年三ヶ度之御祭禮、天長地久、並公家[illegible]東、御祈禱之條、専爲安丸名三ヶ所之勤役矣、然於彼所者、依爲和田權祝家貞重代相傳所帯、曾无他妨之處、當村地頭梶山掃部助幹[illegible]、任于雅意、田畠(三十二町)令押領之條、[illegible]叶之哉、此神事退轉之基、御祈禱闕如之至」云々。

烟田(カマタ)

今白塚、大竹、安塚と相合せ、新宮村と改む、梶山の北にて、鉾田の東南に隣れば、大竹、白塚と相合せるは、便宜に背けり、大竹は烟田の東一里餘にして、大海の濱とす。

烟田文書は、後世に傳へて、當國の一徴古に供せられ、學者の久しく賞玩する所なり、鹿島平氏の族にして、或は鎌田、蒲田にもつくる、烟をカマに假れるは、烟竈の義に出づるならんが、地名の本意を詳にせず。此地方に、釜と呼ばるゝ名字殊に多く、別所釜、新釜、武井釜などいふ。清夫注文に、鹿島郡牛堀津(ウシホリ)と云ふは、烟田の船津なるべし。

(鎌田)

雜訴決斷所牒、德宿彥太郎幹宗所、
常陸國鹿島郡德宿鄉內、鎌田、島樋、富田、大和田、
四箇村地頭職事、
右當知行、不可有相違者、以牒、
建武元年五月廿四日」

(蒲田)

蒲田遠江守、芝崎掃部助、石上隼人佑等知行分事
就其仲夫、被公取之間、令知行使處、惣領違亂止者、及御沙汰候、且爲[illegible]、[illegible]道亡[illegible]、建長[illegible]心[illegible]
取、爲[illegible]方、可被[illegible]付候、恐々[illegible]、
應永廿二年十二月廿七日　　　滿　賴(判)

(西光院)

西光院(サイクワウ)彌陀堂なり、五間四面、烟田氏の菩提寺とす、正應二年烟田又太郎狀云「常陸國鹿島郡、於德宿鄉內烟田村、阿彌陀堂、不斷念佛料、當堂田事、田數二町也、右件阿彌陀堂、烟田二郎助吉入道建立之寺、然自祖父烟田方之時、於[illegible]三町田者、[illegible]爲代々御菓所間、[illegible]向後[illegible]代[illegible]寺道也、依爲二郎入道蓮心之祖父四吉建立之寺、所譲與蓮心也、至自今以後於[illegible]寺別當職者、[illegible]心之子々孫々、相承可令相傳」云々、此寺の彌陀を安信[illegible]任の守本尊(マモリホンゾン)とつたへ[illegible]。

新志補云、德宿秀幹の二子、秀幹(一名朝秀)烟田三郎と稱す、文暦二年、烟田、富田、大和田、生江澤四村の地頭たり、子綱幹、寶治元年、地頭職を讓て、〔烟田文書〕子義幹あり、又太郎と稱す、子景幹、德宿太郎と稱す、〔文書、系圖〕子幹泰、孫太郎、左近將監、建武三年、子遠江守時幹と、足利尊氏に屬す、正平七年、時幹大掾淨永に從て戰ふ、其子重幹、刑部大輔、重幹は淨永と卻あり、興國元年、春日顯時、小田村を福泉の地として、鹿島に請て其地頭たらんとす、有司之を高師冬に下す、顯幹等淨永に黨し、以て佐とす、有司乃烏[illegible]て貢宗に付く、重幹寛を請ひ、久しくして舊に復するを得たり、又云、烟田城址、高五丈許、東西二町許、南北二町餘あり、水川の境南端にあり、方五十間許、土壘三重を回らす、之を本城とす、相傳德宿幹秀始て此地を領し、因て氏とす、子孫之を襲ぐ、通幹に至り天正十九年二月、佐竹義宣の爲に、太田城に誘殺せられ、城廢す、其他舊址入あり。

安塚(ヤスツカ)

今新宮村の大字とす。享保三年、烟田郡右衛門常の所領十六村覺書には

徳宿郷内　烟田　烏栖　富田　大和田　生江澤
菅谷　汲田　松崎　安塚
同濱方　堺堀　白塚　大竹　闇塚込　下荒地
塞　濁澤

大竹（オホダケ）

今新宮村の大字なれど、烟田の東にて、濱瀬に在り、北は白塚、南は濁澤に至る。

大竹村之、被得政之御判、渡給候上者、於何事、色色可申談候、御志不可忘申候、恐々謹言、
十二月廿四日　　晴　國（花押）
烟田遠江守殿〔烟田文書〕

新居郷（ニヒヰ）

和名抄、鹿島郡新居郷。○今詳ならず、或は烟田、鉾田の邊の古名にや、卽上島郷の北なり。郡郷考云、新居、今詳ならず、諸國に同名の郷多くして、其訓、或は爾比井、又爾比乃井なり、或は、鎌倉の荒井、舊は新居なりと、果して然らば、本郡當家の東、濱瀬に荒井村あり、是本郷なり、或は鉾田村の西、當麻村の北、新里村あり、是新居なりと、因て考ふるに、烟田文書、延文二年、烟田河内守幹連讓狀に、安房郷内新里村あり、安房は徳宿親幹安房權守と稱すれば、徳宿の采地なるを借して、其威權にて、地を安房と名つけたるにやと思はれ、其屬村新里村は、古郷の地にはあらず、風信筆記、天正十二年、「武田よりにつさしへ働」と云ふ事も見えたり。

自大船津、舟北鉾田、　　佐藤　松溪
漏舟直指鉾田驛、驛在野梢楊柳傍、多少人家背面水、家家屋上露連檣、

鉾田（ホコタ）

今鉾田町と云ひ、人口三千五百、北浦の終北なる水驛にて、又近年郡治を此に置かれければ、稍名邑と爲る。磯濱へ五里、水戸へ八里、鹿島へ六里、息軒東遊記云、水府、出郭東行二里、渡蝦（エビ）澤下浩、又東至大貫驛、自此以南、所謂鹿島道也、白芋青松、簪植落岸、土性稍厚、則民宅南襲之、曰宴箕、曰予生、曰粟山、皆云戸峯、粟山以西、茅秀如雲、曰永草、原盡則鉾田驛。○鉾田の三光院は、法宥山根本寺と稱し、天台宗、末門二十五寺あり。

永祿九年、鹿島治時、武田通信の兵と、鉾田に戰ふ、利あらず、十一年、三子三郎を鉾田に殺し、皆を捨て之を置く、其もなくして、三郎死す、十二年、烟門忠胤等叛て、當中大に亂る、治時兵を出し直之を攻め、上月柵を植て城を築らし、其の出路を塞き、家を焚し困攻む、忠胤等ついて降を乞ふ、遂に之を許す、天正二年、武田信房、鹿島義清に鉾田に會す、義清曾て其爭へる三村の地を奪て信房に與ふ、初信房の父通信、治時と其地を爭ひ兵を搆ふ、後和成て之を分ち、各其半を領す、是に至て全く其地を有てり〔風信筆記〕

塔崎（タフガサキ）

今鉾田町へ合す、鉾田の西に一溝を隔て、巴川の北岸にあり、其南岸は串挽と云ひ、行方郡秩津村の大字とす。郡郷考云、烟田文書、文和二年に塔寄河とあるは、今の巴川を云ふ、又寶治擔明の前は、南郡界は塔ケ崎と鉾田との間を以て界とし、巴川は郡界にあらず、此塔寄に借るにても、塔ケ崎は當麻湊なるを知るべし、且此川上流に、主石神社あり、今河東は鹿島郡なるも、古茨城郡に屬せし地にして、此川の郡界あらざること明かなり。

巴川（トモエ）

西茨城郡岩間村の南に發する野水にして、東南に流れ、堅倉、青影の村里を經て、鉾田に至り、北浦に注ぐ、長七里。其上游は、今、茨城郡内なれど、下游には、行方と、鹿島との郡界を爲す、巴は蓋當麻（タギマエ）江の訛なるに似たり。（茨城郡の白河郷に合せ）新志云、巴川は茨城郡岩間村に出で、郡中を經歴し、片倉村の邊より漸く南流す、この邊屈曲して委蛇たり、因て俗に九十九曲川と稱す、青影村の東に至りて巴川となる、巴を以て名とするものは、水流屈曲して、實に巴の文に似たるなればなり、こゝより行方、鹿島二郡の間を經て、當麻村の西南を繞り、北浦の流海へ入る、此に塔麻（タフマ）川とも呼ぶ。○元祿、寶永の比、北浦と涸沼の間に、運河開通の計畫ありて、巴川をも改修する所ありしと云ふ。

當麻（タギマ）

今巴村と云ひ、富田、烏栖等と相合す、鉾田町の西半里にして、塔崎に接す。此地亦、行方郡當麻郷の管内なりしにや、されど、地形、當麻川の北にて、行方郡に依屬せず、西南岸の地は、行方郡當麻郷なるは論なけれど、後世村名に其北岸にも唱へらるゝは、別に故あることならん。按、藤原安淸夫注文に「たうまの津、みやがさきの知行分」と載せしは、當時此にて、巴川、海流と相接際したる（タギマ）知るべし、されば此は當麻津の沿革したるにて、和名抄當麻郷内にあらず。

富田（トミタ）

今當麻、烏栖、大和田、紅葉等と相合せ、巴村と云ふ。鉾田の西北二里、巴川の左岸なる曠野を占む。

此地は、鹿島、行方、茨城三郡の相交る所にして、古來郡界の出入ありしや疑なし。大和田の石主神社の如き、延喜式に茨城郡とせらる、然らば、茨城郡白川郷の舊管なりしも知れず

讓渡　相傳私領常陸國鹿島郡徳宿郷三郎朝秀分村村
烟田　富田　大和田　生江澤
富田烏栖井、東限樹木渡瀬、塔寄河限、北限旬沼西、
曾利大佐古衆日大道限、
右件於四箇村者、三郎朝秀讓渡畢、依爲相傳私領、所讓渡也、但爲末代證文、讓狀之狀、如件、
寶治二年十月廿一日　　平　秀　幹（花押）

此に富田村の四至を錄すれど、文字不明の處あり、又脫失あるに似たり、惜むべし。○富田光明寺は、烏栖某量寿寺の分れにて、眞宗東派なり。

鳥栖（トリス）　今巴村の大字にて、富田と當麻の間なり。烟田文書、寶治元年「鹿島郡德宿郷內、鳥栖村」と見え、無量壽寺、延文四年文書に、烟田時幹が鳥栖村田二町五反、在家一宇を、彼寺に寄進のことを載す。

無量壽寺（ムリヤウジユ）　鳥栖に在り、一向宗、二十四輩第三、鹿島順信房の舊跡とて、世に著れし道場なり。

二十四輩順拜圖會云、鳥栖無量壽寺は、今西濱內陣に准せらる、二十四輩第三番鹿島順信法師の芳跡にして、高祖三ヶ年の間寄寓なし給ふ所也、初め文治の頃、當國の刺史村田刑部といへる人、志願の事ありて、之を營築し、佛心宗の道場なりしが、順信房當寺を住持し給へり、大谷遺跡錄には、嘉禎二年、親鸞五十四歲、稻田の坊より鹿島へ參詣あるに、大神老翁と現じて聖人に謁し、願くは法名を賜りて、門下に列し給へとありければ、法名を信海と書し、對座の御影をさへうつし加へたまふ、今稻田西念寺に傳來する所の什物これなり、其後寬喜元年、太神宮の神官尾張權頭信親に託宣し、戶帳一掛を寄附せしめらる、かゝる靈證ある上は、何の疑ひか有べきとて、信親が一子磯崎次郞信廣、聖人の弟子となり、順信房性光といひしは是なり、聖人又彼をして西海を化しめ給ふ、今の攝州島下郡溝咋(ミゾクヒ)佛性寺は其遺跡也、と云へり。○稻田門侶交名には鹿島順信房顯智、其子寺光房唯信と收す。

大和田（オホワダ）　今巴村の大字にて、富田の西北に接す。

下　平資幹、可令早領知、常陸國鹿島郡、德宿郷內、烟田、鳥栖、富田、大和田以上肆箇村、地頭職事、右任親父資秀、去月廿四日讓狀、爲彼職守先例、可致沙汰之狀、如件　寶治元年十二月四日

主石神社（スイシハ）　今大和田に在り、延喜式、茨城郡の官社なれば彼郡自河郷の內たりしならん。

文德實錄、嘉祥三年六月、詔、常陸國主石神、列官社、また淸和實錄、貞觀三年九月、授常陸國從五位下主玉神、從五位上とあるは、正しく此主石神なるが、石をば神躰とせるによりて、主玉とも呼ばれしならん。

郡郷考云、大和田村は、今茨木郡吉影村と、巴川を隔てゝ、對岸鹿島郡の地なり、今巴川郡界となれば、其地を疑ふ人もあれど、和名抄行方郡當麻も、河の東岸にあれば、古は此川郡界にあらず、今は當麻も鹿島に隷し、巴川も吉影より漕運の爲に疏開して廣ごりたれば、當然の郡界と見ゆれど、それは元祿以後漕河となりし後の見なり、されば大和田も元祿以前は、本郡の地なる疑ひなし、此社字に大石ありて、追年に長すと云ふ。

菅野谷（スゲノヤ）　今巴村の大字とす。（應永の比、烟田幹秀の二子、秀誠、菅谷大進房と云ひ、上杉禪秀に黨して地除かる。〔系圖、烟田文書〕

鹿島烟田宮王丸代、同名右京亮申、常陸國鹿島郡大和田郷內、菅野矢入道之跡、由緒預、申爲闕所間望之、　永享十年八月　日

紅葉（モミヂ）　今巴村の大字にて、巴川の左岸（鉾田、北浦の西北三里）とす。寶永年中、涸沼の海老澤より、紅葉へ運渠の計畫ありて、土功を起しも、成らずして止めり。佐竹家士知行目錄に、文祿四年、茨木之內モチヽとあり、中世、大掾氏の支族、此地に居りて、持地氏となる、其後裔に持地四郞あり、寬永十四年より紅葉村と定めらる。

（持地）　（持寺）

鹿島成幹の四子、助幹、用次(モチツ)四郞と稱す、〔系圖、又作用慈、又持寺〕應永廿四年、持寺某亂を作す、郡中大に擾る、其宗憲幹擊て之を平ぐ〔烟田文書〕

德宿郷（トクスク）　和名抄、鹿島郡德宿郷。○今德宿村(トクシユク)是なり、鉾田の北一里、されば新宮の北隣と謂ふべし。

德宿は、古訓トコスクにや、古訓の假例にて推さる。

德宿郷は、弘安勘文に見え、鹿島北條の中とす、鹿島成幹の嫡子、太郞親幹地頭と爲り、子孫德宿氏と云へり。

〔郡郷考云、弘安勘文、北條德宿郷五十七町二百步、烟田文書に、天福二年、文曆二年以下、讓狀に、德宿郷內烟田、富田、生江澤とあり、其富田は郷中の地論なし、烟田は伊島の屬か、生江澤は茨城郡に隷せる地に似たり、當時吉郷の發せる多ければ、烟田以北、宅郷の地までも、德宿郷と稱せしにやと想はる。〔德宿安房守親幹の子、秀幹、秀幹の子俊幹、安房又太郞と稱す、系圖〕嘗て鎌倉の當番衞を怠り、其番次を闕す、正慶元年、有司其序を改正し、合して番帳に列す、〔東鑑〕爾後世系詳ならず、正平十一年、烟幹あり、大使役たり、〔大使役記〕文明十八年、江戶通雅の德宿城を攻るとき、城主三郞拒戰して死す、城陷る、〔江戶軍記〕德宿氏亡ぶ。

三宅郷（ミヤケ）　和名抄、鹿島郡三宅郷。○今詳ならず、諏訪村にあたり、德宿郷の東、大海に至る間を措す歟。即北は大屋郷、南は上伊島郷とす。（一書に、三宅を音讀して、寒田(サムタ)に接かんとせるは、誤謬甚し）

新志云、三宅郷の名は、後世傳ふる所なしと雖、諸村里を、今推定分課して後に、これを按察するに、伊島郷は北、大屋郷の南に於て、おのづから一郷の地を存せり、仍てこれ古の三宅郷の地たるを知れり、其地方は、東は洋海に至り、西は德宿郷に至る。

勝下（カツオリ）　今縱山、湯濱、柏熊(カシハクマ)、及び安房等、相合して諏訪村と云ふ。鉾田の東北二里、大海の濱に居る。湊上と鉾田より磯濱に向ふものは、縱山に相會ひ、勝下、子生(コナシ)、成田と北行す。（縱山(モミヤマ)は、心車鈔に、籾山につくれり）

（縱山）　（賀蘇理）

新志云、勝下を古へ賀蘇理と云へり、遠藤抄、塵袋に蠍を解注せる處に「サソリとは、サヽリ蜂と云ふものなり、サヽリとは誤なり、本躰はサソリと云ふ可きなり、常陸國にはカソリと云とかや、彼國に賀蘇里岡と云ふ岡あり、昔此岡にサヽリ蜂多ありけり」と見えたり、是事は風土記に依りて記せしものなれど、今の風土記殘篇には

この所返したれば、何郡にありと云こと詳ならざれど、勝下よみてカツホリと云によりて思へば、賀蘇里の音と甚近し、且其地高峻にて、道より之を望みて、實に闕如なせり、古の賀蘇里眞たること思ふ可し、サヽリと云もサソリと云も、もと剌蛾にて、サスアリのつまれる言葉なり、それがカソリとなれるは「アカサタナ」の通音にてなまれるなり、人を刺すものにて、蜂の類なればさすありとも云べきなり、奥州津輕の人、今螺贏のことをスガリと云へり、古書にはスガルとあり、蜂の小なるものにて、土に穴をつくりて住むものなり、さればスガリとは巣にあるありと云意なりと見ゆ。

安房（アンボウ）　今諏訪村と改む、諏訪祠あればなり。○常陸志料云、烟田氏、天福二年文書に安傍の名見え、同應安二年文書に「鹿島安房郷内、新里村」と載す、新里は今なし、烟田の境に地名存す。

柏熊（カシハクマ）　今樅山、勝下に合せて諏訪村の大字とす、烟田氏、天福二年讓狀に、

烟田安傍郷、北限、鉾、柏熊、大、串田塚前下方、西限、而賀河漆、南沼限、

とあるは、烟田村の四至限なれば、當時は白幡、大竹、瀨澤など皆村内なりしを知る、西限の而賀河と云ふは、水名なるべけれど、今知れず。

茨城郡

茨城郡（イバラキ・ムバラキ）　今の東西茨城二郡の地は、大半、古の茨城郡域に非ず、中世の茨城南郡の三四郷と、宍戶（シシド）庄、及び鹿島、新治二郡の地を、那珂郡の十餘郷に相合せたる者にして、全く文祿檢地の日の改定に成れり。されど、其住吏大部の地は、那珂郡の舊域と知るべし。茨城は、和名抄、牟波良木と注し、十八郷に分つ。其十二郷は、今新治郡と改號し、東北若干郷のみは、東西茨城の下に存せり。上古には、茨城國と云ひ、行方、信太の二郡の地も、其國内たり。國造本紀に、

茨城國造、輕島豐明朝(應神)御世、天津彦根命孫、筑紫刀禰、定賜國造、

と見え、古事記には「天津日子根命、茨木（イバラキ）國造ゝ原書、茨字作木」、長谷氏、國造本紀、姓氏錄に據りて考定して補正す、とあるに合ふ。風土記には、其名義を說き、那珂郡茨城郷を以て、茨城と謂て、風土記作者以前に、茨城の故郡を、那珂郡へ併入せられしと見ゆ。又多祁許呂命、有子八人、中男筑波使主、茨城國造湯坐連等之初祖といふ。多祁許呂は即筑紫刀禰の父にして、筑波の波は共の子なるべし。

風土記、茨城郡、東香島郡、南佐我流海、西筑波山、北那珂郡、古老曰、昔在國巣、俗語都知久母、又夜都賀波岐、山之佐伯、野之佐伯、普置掘土窟、常居穴、有人來、則入窟而竄之、其人去、更出郊以遊之、狼性梟情、鼠窺掠盜、無被招慰、彌阻風俗也、此時大臣族黑坂命、伺候出遊之時、茨棘施穴内、即縱騎兵、急令逐迫、佐伯等如常、走歸土窟、盡繋茨棘、衝害疾死散、故取茨棘、以著縣名、所謂茨城郡、今存那珂郡之西、古者郡家所置、即茨城郡内、風俗諺云、水依茨城之國、(或曰)山之佐伯、野之佐伯、自爲賊長、引率徒衆、横行國中、大爲劫殺、時黑坂命、規滅此賊、以茨城造、所以地名便謂茨城焉、茨城國造初祖多祁許呂命、仕息長帶比賣天皇之朝、當至品太天皇之誕時、多祁許呂命有子八人、中男筑波使主、茨城郡湯坐連等之初祖、こ

今按、水依とは瑞枝の義ならん、或は萬葉集に宇治長と云ひ、牟波良は荒言に因れるなり、攝津茨田郷、下總茨城郷、伊豆茨城郷等を合考すべし。拾芥抄に、常陸茨城の外に、茨木の郡名を戴す、重複して文字を誤まれる者ならん。また子八人と云は、意富鷲意彌（師長國造）大伯日意彌（須惠國造）深河意彌（馬來田國造）健彌依米（石背國造）屋主刀禰（菊田國造）宇佐比刀禰（波伯國造）筑紫刀禰（茨城國造）加米乃意美（周防國造）これなり。

又姓氏錄を按ずるに「和泉皇別、茨城造、豐城入彦命之後也」とあるは、當國の茨城と相因む所なき歟。また風土記行方郡の條に、

筑波長柄豐前大宮馭宇 孝德 天皇之世、茨城國造小乙下壬生連麿、

と見え、當に此を指したる湯坐連と、其氏の異同如何。茨城は、之をウバラキ、ハラキに訛れることあり。今新治郡の茨城郷に合考すべし、又小原の條に所見あり。吾妻鏡に、常陸國茨木（マラキ）といふも、茨城を訛れるに似たり、吾妻鏡、源平盛衰記云、長元元年八月、忠常追討として、官兵、隅田川に着き、撿非違使平直方、中原成道、進んで忠常が城を攻めしも、官軍利を失ひければ、兵糧つゐにせんと、隅田川に城を構ふ、成道は、安房守藤原光業と共に、上總國伊北莊に要害し、直方は常陸介平正隆と、常陸國茨木に出張して、諸道を塞ぐ、云々。○稻田門當本名にも、鹿島頓信房の弟子、常陸茨木の唯淨と見ゆ。

西茨城郡（ニシイバラキ）　今宍戶郡の東北、東茨城郡の西、笠間、中郡（チウグン）の山中、及び岩間、宍戶等の地を以て、西茨城郡を建つ。面積凡三十三方里、人口五萬、十四町村に分ち、笠間に統治す。

本郡は、地形の便宜に因り、中郡の三村を眞壁郡の下

に係けたり、舊郡の十一町村は、東茨城郡と相當り、[illegible]分つなし、[illegible]、笠間の郡治を併めて、水戸に合せ、[illegible]と云ふを可とす

古茨城の轄は、明治十一年の分郡に因る、風土記、和名抄の新治中郡、[illegible]郡、笠間、及宍戸、當間、安侯郷は茨城[illegible]の古地にあたる。是等、新治、那珂の地を[illegible]して、茨城郡と名せるは、[illegible]の改定に出づと云へり。

笠間郡（カサマ） 新志云、笠間郡とは、古の新治郡笠間村の地にして、郡の東偏なれば、中世東郡とも云はれたり、府中税所文書の内、[illegible]四年、笠間長門守[illegible]宗朝[illegible]目安狀に[illegible]常陸國[illegible]行、知行笠間郡十二ヶ郷、右[illegible]半分事、右[illegible]名字、笠間十二ヶ郷內、相違郷之事、去[illegible]十二月、給[illegible]、令[illegible]之處、於京都任[illegible]元年[illegible]、[illegible]之旨、明德三年二月、下[illegible]堵御下文上者、於[illegible]、彌不可有[illegible]、[illegible]石井[illegible]半分者、[illegible]上者、宜[illegible]、然早被[illegible]、任京都[illegible]堵御下文旨、下給御[illegible]、[illegible]令公之勇[illegible]云々とあり、之を以て見れば、笠間十二郷は[illegible]笠間氏の[illegible]所なり、稲田社[illegible]歌に「奥州は五十四郡、常陸は十六郡、其中に笠間か稲田郷に立給ふ、稲田四所大明神」云々と云へる句あり、この歌いづれの世に造れるや知れざれども、其常陸十六郡とあるによれば、[illegible]なること明か也、[illegible]の地に住して、[illegible]となり、[illegible]押領使と稱す、[illegible]分[illegible]に見ゆ、それより後、[illegible]に住して、笠間氏となれり、宍戸の[illegible]笠間氏も、亦こゝより起れり、[illegible]の[illegible]に、茨城郡に屬せらる、今に至て其制をあらためず。○郡郷考云、笠間郡は、親鸞繪傳笠間郡、稲田郷、拾芥抄に郡名笠間、按、拾芥抄の郡名、此外[illegible]は茨城の[illegible]にて、[illegible]は考ふる所なし）十二郷は吉原、福原、稲田、赤澤、野尻、本[illegible]、大[illegible]、[illegible]、黒栖、片庭、石井原、戸蔵これなり、[illegible]文、田文の二書を参考して、其然るを辨ふべし。

巨神郷（オツミ） 和名抄、新治郡巨神郷。○今西茨城郡へ入り、西山内村、南山内村、笠間町にあたる。[illegible]世、笠間郡と云へる山邑にして、新治中郡の[illegible]に[illegible]（[illegible]戸中山）を隔て、茨城郡涸沼川（ヒヌマ）（宍戸川）の水源とす。

山内

風土記云、常陸國、新治郡驛家、名曰大神、所以然稱者、大蛇多在、因名驛家。〔[illegible]〕

大神、即巨神にて、往時此に驛家ありしは、常毛間の一要路と[illegible]れど、其首尾の所用を知らず。郡郷考云、巨神、延喜兵部式に此驛なきは、早く廢せしと見ゆ、稲田神社あるも、大蛇ありしより起れることならん、按、紀[illegible]、[illegible]於[illegible]、大蛇在大神とす、[illegible]姫子といふ[illegible]に、此地に大蛇ありしを、鹿島神の[illegible]給ひたる由[illegible]せたり、又此に八[illegible]あるを、稲田社につきて、出雲の故事に似たる傳說あり、八[illegible]の名は、笠間時朝[illegible]のはしかきにも見えたり。

福原（フクハラ） 今稲田、飯合と相合せ、西山内村と改む、笠間の西南一里半にして、中郡との分界なる中山の下とす。近年鐵道線にあたり、一車驛と爲る。

闕戸

弘安勘文に、東郡福原十八丁六段小、嘉元田文にも同數とす、福原は、近世其村名を亡ぼし、[illegible]、今又闕戸（トート）、田上、中山邊の大字に唱ふ。○郡郷考云、[illegible]文德二年極月四二日朔[illegible]に「常陸國笠間郡住人、福原常陸介[illegible]、飯島七郎光忠、中西[illegible]七郎[illegible]忠、安藤四郎國守、石井[illegible]六[illegible]郎國安、黒栖郷 加茂介宗實」と連署す、按福原今なし、土人相傳、闕戸、田上の邊と云ひ、當時の土豪と見ゆ。

稲田（イナダ） 今西山内村と改む、[illegible]里、[illegible]、[illegible]地名は稲田[illegible]の社ありしに由る、[illegible]田八丁六十歩

稲田神社（ヒメノミヤ） [illegible]と云ひ、稲田村に在り、[illegible]名神大社と[illegible]、[illegible]之を見[illegible]、[illegible]上古此地に大蛇の神話ありしに因る。一書に、萬葉集、

我をかの於加美にいひて降らせつる雪のくだけしそこにちりけん、

とあるを引き、[illegible]神代紀に[illegible]、[illegible]祀し、[illegible]事[illegible]等[illegible]、[illegible]八人と、各[illegible]上首つゝなき[illegible]和歌集にあり。弘安勘文、東郡稲田社十七町小とあるは、當時の神田にや。

[illegible]、[illegible]にて、[illegible]に、[illegible]
[illegible]　　　　[illegible]覺佺
千早振この八重垣も春立ぬひの川上は氷解くらし〔新和歌集〕

新志云、今稲田の[illegible]は、[illegible]、[illegible]神[illegible]なり、[illegible]方に本社を[illegible]、[illegible]、[illegible]之を[illegible]に[illegible]と云ひ、[illegible]、[illegible]いぞ[illegible]云、この[illegible]、[illegible]ありし所なり、[illegible]田[illegible]、[illegible]出雲[illegible]志等の[illegible]、[illegible]の[illegible]を[illegible]本[illegible]、[illegible]の[illegible]川と云ひ、出雲の地名を[illegible]せるに似たり、[illegible]オトキボツコヤ子と云へるに、稲田社に大蛇の栖めりしことを云へり。其大意、常陸笠間郡の野中に小社あり、後は筑波山の峰繁りて、

日景閑く、前には澤水淀深くして蘋はびこり、常に空くもりて小雨を降し、凄まじき所なれば、人皆是神の靈威甚强しとし、恐れ怖へて、社前を過る者は、必設米神酒等を調へ備へて往來す、若然らざれば、忽に雨風荒く、雲霧覆ひて、異類異形のもの襲來て祟をなす、明徳中、濃州谷汲寺の僧性淳と云ふ者、學行を修せん爲め、北陸を行脚し、奥州に赴き、既に常陸の國に入て、是社前に休息す、中啓、鹿島の神は、即大蛇の社なるを示し惧な聞きたまひ、神事を向けらる、彼自頭、夜にして喚亡し、白蛇の二十丈許なるが出て有り、性淳奇異の思をなし、神力の決定なるを感じ、足利學校に至りて、是事を語りけると云ふ、この昔話の一事、不信虚誕、もとより悉く信ずるにたらずといへども、茨開郡には往時、大蛇の靈異を傳へけること、以て徴すへし。

西念寺（サイネンジ）

一向眞宗の徒の傳して稲田御坊と云ふ所、見眞大師二十餘年化導の草房址なれば、一宗崇嘆の瑞跡にも推さる。近年、小宮氏、稲田草庵見眞宗興隆遺迹の著あり、合考すべし

神原のたえぬちぎりや法の舟のながく稲田にそゝぎためしは、〔拾遺十蓮集〕　採井光風法親王

二十四輩順拜圖會云、稲田西念寺は、今本願寺東門跡の懸所にて、稲養院と號す、往昔高祖聖人、十餘年の芳蹟なり、後世淨興寺ありしも、他に轉せしかば、[illegible]養房、俗姓は當國の住人、源家の子孫、今按、宇都宮頼綱の季弟頼重、薙髪して教養といふ、其子教念、深く是を歎き、即稲田の舊蹟を再興し、これを西念寺と稱す、三度退轉あり、此寺より三丁許南、稲川のなかふに見ゆるもの跡これなり、聖人越後にましませし時、上野が原にうゑ置給ふ種ぞ、此庭にうつし給ふといふ、稲田姫の宮は、金銀橋を過て大道より西の方にあり、朝廟の葉は、稲田姫の宮ともいひ、宮にいはひて、道より東へ入る農家のうちにあり、寺說に、高部の内室主田宮田靈の事といひ、毎年九月十八日、稲田宮と同く、主日宮の祭禮とて、一所に之を行ふとかや。○結城郡稱名寺を考ふるに、門跡は慧信と實し、門徒の時傳して、月輪兼實公の女と爲し「玉女夜見」の瑞祥と說く者なれど、尊卑分脈、玉葉、及び親鸞傳繪鈔等の諸古書に通考すれば、全く僞作に出でしを知るべし。蓋、親鸞は、還俗禿首、遊行到る處に女犯して、子女を設けしならん、されば數腹有て、至女覺信尼の、稲田慧信尼の腹ならざることも、詞察せられ、至女は親鸞歸洛以後の女犯になれるならん。抑、皇帝紀抄に、

承元々年二月、源空上人、蓮法房、配流土佐國、依專修念佛事也、近日、件門弟等、充滿世間、寄事於念佛、密通貴賤並人妻、可然之人々女、不拘制法、日新之間、搦取上人弟、或被刑、或被禁女人等、又有沙汰、且唯依念佛子細、諸宗殊欝申之故也、

とあるに合考するに、親鸞善信げに月輪殿の女を犯ししならば、當時自國の女房に密通せる諸門弟と共に、捕められしのみ。禿首もと破戒僧と雖、月輪殿の女を犯せるの甚しきに非ず。而も、後年之を誣る者は、其意、以て僧家畜妻、横貫通婚の遂傳に據かんと欲するのみ。

越後國高田淨興寺の傳に、高祖聖人、建曆二年、常陸小島の郡司武弘が宅に下向、建保五年より、同國稲田の里に至る、此時雪谷といふ所に一宇を創建して、最初通圖山淨興寺と號つけ、十餘年の居住有て、所々に往返化導あらせ、貞永元年の春、六十歲にして、稲田の御坊を、弟子善性上人に讓り與へ給ふ、此善性上人と申すは、後鳥羽院第三の皇子にてましませしが、出家して、諸國行業し、竟に下總國に到て、國主豐田四郎治親が許に逗留有しに、聖人に値遇して、遂に稲田に到り、第二代の住職として、聖人の遺法を弘通したまひける、其後、此稲田淨興寺、國亂兵火の災にかゝり、普く結城郡といふ地へ移し、後轉して信州長沼へ寺を移へ、天正年中、越後國春日山の麓に營造、云々と。○善性は、高田正統傳に、飯沼善性と云ひ、下總豐田郡の人なり、之を皇族に牽引するは妄說も甚し。且、稲田門侶交名中には、下總フキタ善性と云へるに、豐田郡蕗田の人にさだめたし、後人豐田の地に雪谷の舊跡と云ふを僞り作りて、蕗田淨興寺址と云ふも笑ふべし。西念寺の正安古繪圖にも、雪吹谷を記す、又偶以て、後圖の僞作なるを發見するのみ。

新志云、稲田西念寺は、種々僞說あり、親鸞遺跡記曰、當寺は親鸞上人十年の間經理の地なり、この地の主人、稲田九郎頼重、聖人に歸依し、俗名を改めず頼重房と稱す、聖人歸洛の後、闘子相續し、享保に至つて二十七世を經たりと、親鸞傳繪曰、聖人、越後より常陸に越て、笠間郡稲田郷と云處に隱居し給ふ、幽栖を占と雖、道俗跡をたずね、蓬戸を閉と雖、貴賤衢に溢れ、佛法弘通の本懷こゝに成就し、衆生利益の宿念忽に滿足す、この時聖人おほせられて曰く、救世菩薩の告命をうけし古の夢、已に今と符合せりと云々、境内に一つの井あり、神原井（カムハラ）と稱す、鹿島大明神、聖人の德に歸依し給ひ、太古の俗體を現して、法義を受け給ふ、然るに稲田の風土は、水濁れるに依て、明神一夜に庭前に湧出せしめし泉なり、明神又神殿の靈寶を聖人に寄せらる、今に至て當寺の什物なりとぞ、遺蹟記に出づ、按これ、親鸞、鹿島神主信親と計てなす所、靈泉の說、證するに足らず、又寺の傳に御杖杉あり、寺宗の說に、これ聖人處々より來り、杖を地に插らたるに、根芽を生し、巨木となれりと、又寺南三町ばかりに、燒栗由あり、この栗と稱して、年中二度實を結ぶ、聖人燒栗を植て、其法の證となさしむる所なりとぞ、共に附會の說、笑ふべし、境内

に本願寺に藏せる[illegible]に[illegible]ず、來園田[illegible]十石[illegible]の今按、[illegible]に、[illegible]の[illegible]寄附[illegible]いふは、[illegible]、[illegible]世[illegible]年[illegible]の[illegible]なり、[illegible]すに、江戸幕府以來の[illegible]、其[illegible][illegible]の[illegible]、[illegible]の[illegible]、[illegible]を聞かず、[illegible]所見あるは、[illegible]も[illegible]中に、[illegible]へず、[illegible]親鸞自署の、[illegible]の附會に出でたるを[illegible]にあらず。されど、稻田の舊跡の如き、祖師の古[illegible]の[illegible]中にも見え、(敬重繪詞にも、越後の國府より、[illegible]、常陸國に越え、[illegible]常陸國に[illegible]、[illegible]云々)かくいなる一宗[illegible]の[illegible]地とす、[illegible]ともと混ずべからず。然るに、淨興寺[illegible]、稻田の一蹟を承くと云ふは、[illegible]に[illegible]附會の[illegible]ならず[illegible]。しかのみならず、西念寺教養[illegible]の上にも、後人の僞托あり、西念寺所藏の古書文に、元久二年宇都宮頼綱より[illegible]教養[illegible]の田[illegible]、[illegible]将軍家[illegible]の下文、建治三年[illegible]の[illegible]などは、一見して其文詞の僞作に出でしを知るべし。寛元三年の親鸞門侶交名も、鎌倉[illegible]の體裁にあらず。されど、斯交名牒は、當時を距ること遠からざる世に撰した[illegible]、其[illegible]の[illegible]、近世[illegible]、好事者の[illegible]にあらず、最考古の[illegible]に由りて、親鸞[illegible]の諸門侶の行實、化導の跡に參考する所あらば、發明する所多からん。

[illegible]交名に、[illegible]人あり、一は下[illegible]、[illegible]にて、[illegible]なり、今[illegible]寺、[illegible]、信[illegible]寺等の[illegible]說を合考するに、[illegible]、稻田の[illegible]僞せるのみ。又交名中に稻田と[illegible]、教養、敎念交子の外に、[illegible]信[illegible]、[illegible]男なり、[illegible]信[illegible]あり、[illegible]の[illegible]なり、又此に異なるさは、[illegible]の中に、下[illegible]の法[illegible]、同地の[illegible]光[illegible]、同地の[illegible]信[illegible]大和尚、[illegible]、法[illegible]大[illegible]とあることを見たり[illegible]心の[illegible]なり、[illegible]心[illegible]入[illegible]せず、當[illegible]名の一[illegible]門のみ、[illegible]心の[illegible]にあたり、[illegible]を[illegible]たりしを以て、後人[illegible]門侶中に數へしか、是れたまたま以て、此交名牒の[illegible]師、及び法燈(永[illegible]中[illegible]の[illegible]に成りしを證明す。其見愛の地今詳ならず、信岡[illegible]寺の[illegible]代に同名あれど年代相違信岡[illegible]寺に同名あれど年代相違も其人を知らず。

吉原(ヨシハラ)　今表[illegible](クルス)、木戸、加賀田、手越と相合せ、南山内村と云ふ、稻田の東にて、笠間の南、宍戸の西北なり。[illegible]に「[illegible]、吉原四丁三段小、[illegible]四十二丁五段」など見ゆ、[illegible]は[illegible]なり、吉原、木戸の南境は吾國山[illegible]、[illegible]の[illegible]北にあたれり。[illegible]元田文[illegible]、黑[illegible]十一丁[illegible]段小とあり。岩谷寺(宋[illegible])[illegible]十石[illegible]、[illegible]を有し、笠間城[illegible]に、大同四年[illegible]上人[illegible]と云ひ、[illegible]せり。

木戸(キド)　今南山内村の大字とす、或は木[illegible]につくれり。[illegible]元田文[illegible]八丁一段半、野尻二丁二段」と、されば木戸とは訛言なり。稻田門[illegible]に、稻田教念の門弟に、石[illegible]の[illegible]入[illegible]、木[illegible]と見ゆ、また野呂、片庭、[illegible]山等の地名も見えたり。

吾國山(ワガクニ)　木戸の南[illegible]、此山の[illegible]、[illegible]に[illegible]し、一異相を示すとぞ。○新志云、吾國山の上に小祠あり、伊勢太神宮を祭る、父老の說に、吾國山の號これより起ると、文化中、この山の太神宮、靈驗のことありとて、遠近の[illegible]に[illegible]、[illegible]年[illegible]、[illegible]の如し。

笠間(カサマ)　今[illegible]、人口[illegible]、[illegible]にして、[illegible]笠間は、古[illegible]に[illegible]村と云ひ、[illegible]の[illegible]に見ゆ[illegible]、中古之に[illegible]、[illegible]八、[illegible]門[illegible]を[illegible]とす、[illegible]一[illegible]、[illegible]に[illegible]門左衞門、又[illegible]の[illegible]なり、系圖に、文永二年三月[illegible]、[illegible]十一と[illegible]には「[illegible]城下、今[illegible]」と、[illegible]、中山氏は「[illegible]を[illegible]し、九月十二日と[illegible]、時朝のものに非ず、[illegible]の[illegible]にて、[illegible]の比の人のものなり」と判せられたり)○郡郷考云、越前坂井郡、加賀石川郡、共に笠間[illegible]、又[illegible]集に「あめにますかさまの神」、相模[illegible]鎌倉郡の地名にも見ゆ、又[illegible]組に人名笠間あり、其義いまだ[illegible]

（黑間）

中山氏は、笠間城下に、間黑(マクロ)[illegible]ふ地名あるに據り、[illegible]名抄、新治郡[illegible]を、此に[illegible]せられたり。されど、巡廻は[illegible]なれば、[illegible]し、今其、[illegible]の說を錄して、併考に供す。○新志云、巡廻は當に女具利とよむべし、今[illegible](佐[illegible])、間黑の村名あり、女[illegible]は廣貝呂と、[illegible]、[illegible]、間黑、[illegible]田、片[illegible]の村落、皆山の廻にありて、おのづから女具利の名を得べき由あるなり、間黑の東に笠間城あり、城北に馬廻と云へる小地名あり、[illegible]女具利とす、[illegible]なり、笠間城記曰「笠間、在[illegible]、[illegible]彷彿西京」とあり、おのづからめぐりの義に合へり、古風土記云「白[illegible]、在笠間村[illegible]」と云は、[illegible]には[illegible]あらず、故に[illegible]村と云へるは、[illegible]、[illegible]田、[illegible][illegible]なり、[illegible]と[illegible]なりと知るべし。笠間は[illegible]の[illegible]に[illegible]、[illegible]に、[illegible]

〈上市毛〉

村あり、笠間は即其中なり。初め元久中、藤原時朝、下野よりこの地に移り、城を佐白山上に築き、遂に笠間氏となる、子孫之を採承け、十八代を歴て、天正十八年に至り亡ふ。その後、蒲生、松平、永井、淺野、井上、本庄諸氏相續きて此處に居り、元文二年より、永く牧野氏の城市となり、屢改修して、頗る大に定まれり。〔石志補〕邑中に、胡桃下稻荷と稱する神祠あり、近時詣者日夕絶えず。

登石倉山、得浜、山在笠間城北、　枕山

峰巒高崔嵬、雲[illegible]抵[illegible]、技樣尋微逕、危巖纔容足、劃然發長嘯、狂飆驚隱僻、登臨攀絶巓、[illegible]、貴油磨圓鏡、汝山潤[illegible]玉、時[illegible]到[illegible]、高[illegible]、掃石爲我床、藉草爲我褥、林下[illegible]、[illegible]客且相屬、有酒又有肴、如[illegible]、長[illegible]、[illegible]及[illegible]、無奈下山期、忽被鐘聲促、佳作若不成、此游何以錄、却思後來者、[illegible]、遠[illegible]、[illegible]、幽約動易遂、[illegible]中[illegible]、

笠間城址　笠間市街の東に在り、山丘に據りて之を經始し、佐白山と云ふ者即是也、元笠間氏の[illegible]にして、天正十七年綱家に至り家名斷絶、[illegible]北に、宇都宮[illegible]伐官、玉生美濃守高宗之を戍りたり、慶長六年、[illegible]防守康重に賜りしも、翌年松平丹後守重貞之に代り、元和二年永井右近大夫直勝、同八年淺野采女正長重、正保二年井上河内守正利、元祿七年本庄因幡守[illegible]、元祿十五年井上河内守正岑、延享四年より牧野備後守貞通、封土八萬石、世襲以て明治改新に至れり。

相傳ふ、元久年中、宇都宮の[illegible]、藤原時朝、始て笠間の地に食邑して、笠間氏となる、其子朝景、其子[illegible]、其子朝貞、其子泰朝、又長門守と稱す、〔系圖〕[illegible]、源顯家に應し、城に據り兵を聚む、佐竹小瀬[illegible]、[illegible]を率て圍み攻む、泰朝堅く守て陷らず〔烟田文書、諏訪部文書〕後其終を詳にせず、蓋末宗宇都宮氏と共に、頻りて武家に歸服したるならん。

藏武三郎五郎公武申、[illegible]賞地、[illegible]國本鄉、笠間長門守跡事、云[illegible]、前又小法師丸爲長門守子息否、被起請詞、可被注申之由候也、依執達如件、

觀應三、六月十三日　　忠[illegible] 判　道哲 判）

諏訪部[illegible]十郎殿

泰朝の子將朝、其子[illegible]、[illegible]に長門守と稱す〔正宗寺文書、稅所文書〕子時高、載人と稱す〔野州大羽[illegible]記錄〕子朝清、子貞[illegible]、子綱久、子綱親、子[illegible]、子高廣、子廣直、（隱岐守）利長（長門守）〔系圖〕永祿中の城主なり。其子[illegible]綱、左衞門尉〔吉戰錄、宇都宮系圖〕長門守と稱す、〔圓戰記〕天正四年、弟子重綱、宇都宮に叛て、結城晴朝に降る、（大平公子系圖）九年、[illegible]綱、重綱と戰て之を破る、重綱遂に[illegible]を納れ援を結城晴朝に乞ふ、十一年、晴朝兵六百を發し之を救く、[illegible]重綱若を深谷に築き、[illegible]を置て[illegible]る、[illegible]亦谷中玄蕃を[illegible]に置て之を拒ぐ、是に[illegible]て、重綱は宗能を岩瀨に徙し、結城の兵を以て富谷を守らしむ、結城の兵富に宗磨山に在て[illegible]を[illegible]る、玄蕃[illegible]、一日富谷を攻んとして、志士[illegible]に[illegible]死す、玄蕃の子[illegible]八郎之を留り、十二年阿武山を以て大に敵兵を敗り、[illegible]木寺を復す、〔圓戰記、吉戰錄〕十二年、[illegible]綱、重綱と田野山本に戰て之を破り、遂に重綱を擒、〔大平公子系圖〕[illegible]綱の子綱家、天正十七年、[illegible]を白河不[illegible]、小野崎照通に通し、佐竹義宣を[illegible]たんことを圖て果さず、〔白河文書〕已にして綱家、宇都宮國綱に叛くを以て、國綱[illegible]に其城を攻め陷され、〔宇都宮系圖、[illegible]〕笠間氏亡ぶ、國綱の[illegible]官玉生高[illegible]居る。慶長四年、宇都宮氏[illegible]せられ、玉生高宗又其[illegible]に坐して除封。後、宇都宮城主蒲生秀行、其家老蒲生源左衞門郷成をして、笠間を守らしむ、郷成櫓を阿武山

〈阿武山〉

に構ふ、今殿主と稱する是也〔笠間城記〕○佐白山を或は阿武山と云ふ、阿武とは阿[illegible]の訛にあらずや、佐代公の同[illegible]に、大綱君あり、而も、出雲國にも佐白、阿[illegible]の地名、社名あり、篤考ふべし。

佐志能神社　笠間城址に在りて、三白權現、又阿武權現と稱へらる。延喜式、新治郡の官社にて、蓋佐代公、大綱君の靈を祭る。○郡鄉考云、今笠間城中にあり、三白權現と云ふ、昔井田鄉なるべし、續後紀「承和四年、新治郡佐志能神、預官社、以特有靈驗也」按、姓氏錄「佐自努公、豐城入彥命孫、大荒田別命之後也。佐代公、上毛野朝臣同祖、豐城入彥命之後也」とありて、下毛野朝臣とも同族なれば、毛野の近地に、豐城入彥命をや祭りけん、笠間綱久、文明九年、佐白三社再造棟札、佐白三所大明神とあり、後天文、永祿の棟札も佐白なり、三白とは近世改めしか、三所とは、阿武權現、昔阿武山に祭れりといふ者、及び黑[illegible]權現、小聖權現の三神なり、神名は其像によりて名つけしか、祭神亦知るべからず、笠間城記に「阿武山（笠間城殿主臺の山なり）に其祉ありしを、宇都宮氏笠間を領せし時、今地に遷せり」と云ふ、天正十七年、笠間綱家亡び、玉生美濃守高宗、城代として城を守りし時を云ふか。

〈三白山〉

正福寺、眞言宗、佐白山に在りて、坂東三十三番札所の内なり、往時山上山下僧坊ありて、頗隆盛を極めしが、天正十八年に至て、寶[illegible]坊一宇を存し、坊を山上に移し、觀音堂（南向六間）を立て、仁王門、石階等を設け、慶安の初め七石の朱印を賜り、二年、城主より三石の田地を寄附す、元祿元年、[illegible]を修補し、十年に至りて全く成る、明年、佐白山三所權現の社を寺地に立つ、云々

晴面所物[illegible]、我七世[illegible]貞喜君之所[illegible]也、貞喜君[illegible]封、

ふりかへりや高く見のおやかな田植笠、

〈佐白〉

應永四年、當寺白川公[illegible]、下[illegible]、評定[illegible]、[illegible]之[illegible]、[illegible]、一[illegible]、[illegible]、[illegible]、先[illegible]之、[illegible]、道[illegible]之、[illegible]、[illegible]以上[illegible]、[illegible]年、[illegible]、云々[illegible]山[illegible]文。

市毛（イチゲ） 今笠間町の大字にて、佐白山の北に當す。今の笠間城告は、もと市毛村の地を割きたる也。弘安田文に、東郡の内に、大蔵省保と、五十一町二段大（嘉元田文六十六町一の田あり）と載す。一書に、そは市毛の地ならんといへり、諸司田、職田の制は、格式に詳なり。

石井（イシヰ） 今笠間町の大字にて、市街の西とす。弘安田文に、石井原七丁八段、嘉元田文、石井原四丁九段大と云ひ、笠間十二郷の一なる由は、[illegible]所文書にも見えたり。

箱田（ハコダ） 今大字、寺[illegible]と相合せ、北山内村と云へり、笠間町の西北にして、佛頂山の東麓とす。笠間より、[illegible]下野國芳賀郡へ行かんには、箱田、片庭より分水嶺を越ゆ、小道に[illegible]。

（片庭） 弘安田文に東郡片庭[illegible]、嘉元田文に片庭廿二丁九反百歩とあり、此田数は、後の箱田、片庭、二つに分れしならん。

佛頂山（ホトケヤマ） 又佛頂山と云ふ、片庭村にあり、絶頂を下野國界とす、頂上[illegible]十坪なり、高凡百四十三丈、周囲三里、[illegible]路を備へり、何れも嶮岨崎折せり、山の東方、半腹以下、杉檜の大木繁茂し、其麓に樫[illegible]寺あり、[illegible]誌に、「樫[illegible]寺、古昔律僧居之、罹火災、而不能再營、[illegible]門寺[illegible]、請大掛和尚再建」云々、大掛は康永、永和頃の人にて、[illegible]時の人也、當時の[illegible]、[illegible]時割とするは非なり、[illegible]、[illegible]、大掛[illegible]、云々、常陸笠間郡上、華[illegible]、日佛頂山[illegible]寺、

（樫寺）

[illegible]山、[illegible]八字、指[illegible]、[illegible]、[illegible]、大地[illegible]、如何得[illegible]、以手作[illegible]、[illegible]八部[illegible]一云々とあり、この寺に開基大[illegible]の[illegible]碑あり、[illegible]公大居士、九年九月十二日（年號を失ふ）とあり、[illegible]以て[illegible]碑とするは誤れり、[illegible]一年[illegible]月七日を以て[illegible]。

〔新志補〕山居（ヤマヰ）とす笠間城下の地名にて、山[illegible]負ひ田[illegible]に臨めり、昔玄背院の本山[illegible]寺の僧[illegible]和尚、此地に隱栖せしより山居の名あり、後の諸士宅地には、即古玄背院の境内なるべしと云ふ。

井田郷（ヰダ） 和名抄、[illegible]治部井田郷。今西茨城郡へ入り、北山内村、七會村、大池田村にわたることにや、大池田に大字飯田（イヒダ）ありて、井田の訛と論定せられたり、巨神郷の東北に隣り、那珂郡（今茨城郡）の茨城、[illegible]、鹿島の諸郷と相分界す。

（飯田）

大淵（オホブチ） 今片庭、[illegible]と相合せ、北山内村と云ふ、笠間の東北一里。弘安田文に、東郡大[illegible]四丁二段六十歩とあるは、即此地なり、嘉元田文には、廿六丁四段六十歩。

大橋（オホハシ） 今池野辺、飯田、[illegible]川と相合せ、大池田村と改む、[illegible]の東にして、朝房山の麓なる山谷を占む。溪流は、西南笠間市街の方へ下る、宍戸川の遠源なり。大橋の東に朝房（アサボウ）山あり、中妻村、山根村、古内村（東茨城郡）へわたり、一方の名山とす、中妻村の牛伏を参考すべし。[illegible]、鹿島神宮注文に「那珂西大橋、加[illegible]、四十一丁一反」とあるは此地なるべし、那珂西といふ、疑惑あり。

（朝房山）

福田（フクダ） 今大池田村の中にして、笠間と大橋の中間とす。○[illegible]云、當[illegible]は[illegible]、[illegible]、[illegible]中、茨城郡[illegible]田村の[illegible]より、黄金を出して、[illegible]せしことあり、[illegible]の時なり、笠間或記[illegible]に見ゆ、[illegible]、蛭川[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]上洛[illegible]、[illegible]院[illegible]、[illegible]、小[illegible]、[illegible]、[illegible]。

徳藏（トクラ） 今[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]と相合せ、上古[illegible]、[illegible]北山内[illegible]、[illegible]、入[illegible]と云ふ、[illegible]、[illegible]川の一支とす、[illegible]、[illegible]に在住せしたらん、[illegible]に作る。

八瓶山（ヤツカメ） 鬼澤と海常陸[illegible]地名云、今稲田社近く、八瓶山と云ふあり、山中處々[illegible]あり、これは[illegible]、出雲國にて櫛名田比賣の[illegible]、八俣[illegible]の酒を、八つの酒船に盛り[illegible]、[illegible]人の偽り設けたるも[illegible]也、元下に近き[illegible]見えたり。○新志補云、八瓶山、徳藏村にあり、古は引[illegible]山と稱す、高九十二丈、二峰相峙て、四面[illegible]、最も峻嶮なり、西は赤澤の鶏足山、北は[illegible]、[illegible]の山[illegible]に連り、東は漸々に低く、小[illegible]、[illegible]の分界をなせり、實に八瓶神社あり、祠後[illegible]、其[illegible]に八[illegible]、常に水を蓄ふ。

赤澤（アカサハ） 今[illegible]下の[illegible]、[illegible]の内、片[illegible]北にて、下野芳賀郡界の鶏足山[illegible]下[illegible]。弘安田文に東郡赤澤十四丁一段半、[illegible]。

鶏足山（ケイソク） [illegible]、片[illegible]、飯[illegible]下野芳賀郡との間頂山にて[illegible]、[illegible]四百五十[illegible]、南は[illegible]界なり[illegible]、[illegible]子山[illegible]、[illegible]の分に、[illegible]、[illegible]足山[illegible]。[illegible]、鶏足山、々甚高さに非ず、山頂に大石あり、石

面壁八枝をなしくべし、石に鶴の跡に似たるを、[illegible]に見ゆるもの多くあり、故に山の名とす、石躑躅花なり、一に紅葉石共云ふ、其文鳳凰に似たればなり。

鹽子（シホコ）

（鹽籠）

又鹽籠に作り、[illegible]の北・里半、[illegible]、今山峰は鶏足山の[illegible]にて、鹽子の西に蔽障す。宍戸より古内を経て、鹽子に至る六里、鹽子より[illegible]を経て、下野芳賀郡茂木に至る三里、[illegible]、山間の[illegible]を居す。[illegible]は[illegible]して、[illegible]鹽籠、赤澤の山中は、古内と共に、鹿島神領たりしことあり、[illegible]は、郡名考、[illegible]地形より推すも、赤澤、鹽籠は新治郡井田郷内と謂ふべく、鹽籠、小幡を鹿島郡に入るべし。[illegible]

[illegible]

[illegible]已上

郡名考云、[illegible]、有[illegible]籠庄、和田平太（花柄胤長）知行之」これ今の茨城郡鹽子村にして、花柄平太が關所なりしを、伊賀光季より秀村まで地頭せしなり、何人の何頃に建たる庄なりけん、無量壽寺[illegible]、佐竹[illegible]に掠められ、[illegible]なく又失ひしにや、義篤が[illegible]の讓状にも此地を載たり。

佛國寺（ブツコク）

今鹽子に在り、[illegible]佛國寺、慶長[illegible]年、[illegible]、教導上人也、拜勅額云、本尊[illegible]佛、[illegible]田七石[illegible]つきて、岩屋の觀音を拜む、[illegible]り廊橋を架けて渡る、橋の下は深谷幾許丈か有らん、彼の天台山の石橋も、斯くやあらましと、思ひ遣らるゝさま也。

茨城郷（イハラキ）

（茨大）

[illegible]大草村にあたる。[illegible]又小原に作り、即ウバラの訛とす。井田郷（今新治郡内）の南にして、西[illegible]に至る。[illegible]の年代を参考すべし）

[illegible]へ、風土記「在那珂郡之西」と、本郡に係けたるは、其先已に本郡に入りしなり。（風土記の文、小原の下に援く）

小原（ヲハラ）

今大原村と改め、[illegible]あたる。

[illegible]鼠竄掠盗、無被招慰、濫阻風俗也、此時大臣族黒坂命[illegible]

宍戸（シシド）

今宍戸町[illegible]

宍戸は[illegible]庄名にして、岩間、[illegible]内に作る、又宍戸に作る）

（内戸）

郡[illegible]考云、[illegible]戸の庄名なきは、領家ありし地にはあらずして、小田家[illegible]攻、今の太田町、下町の邊に居り、其地舊名を以て宍戸氏と稱せるなり、[illegible]

太田（オホタ）

宍戸町の主たる巷名にして、[illegible]

（山尾）

[illegible]別に扉を[illegible]を以て飾[illegible]尺、[illegible]

宍戸城址

今宍戸町[illegible]

（町平）

宍戸氏を興す。正和二年、宍戸備の支流、大掾實幹等（常
陸國誌）の六男、宍戸に居住[illegible]、[illegible]
治[illegible]り、因て時治[illegible]
持、宍戸家政、又安藝守時[illegible]、信中[illegible]なり[illegible]、子
家貞、其弟朝[illegible]、安藝守となる（分脈、系圖）家久の嗣、
家朝[illegible]と[illegible]守る、[illegible]九年、小田[illegible]し、
子時綱[illegible]、[illegible]小田[illegible]、常陸守護職たり、（東
[illegible]、鹿島文書）[illegible]より家宣、[illegible]より時家、宗時と云ふ、
家時[illegible]、宍戸山尾氏と稱す、[illegible]の子[illegible]時朝[illegible]、
彌四郎と稱し、安藝守に任す、分脈、系圖）元弘三年、
赤松則村と六波羅に戰ふ、（太平記）三子あり朝里[illegible]、
[illegible]世[illegible]、[illegible]朝里嗣ぎ、安藝四郎と稱す、（西源院本太
平記、[illegible]社務記）安藝守に任ず、（宍戸系圖、鹿島
文書）建[illegible]年、足利尊氏に從て京師に赴き、又陸奥に
[illegible]、[illegible]元年、[illegible]ふ、（西源院本太平記）與
國五年、關城を陷る、（鹿島社務記）正平七年、尊氏に
從て武藏小手指原に戰ふ、（太平記）九年、尊氏の命を以
て、益戸國行と共に、行方郡倉河、小牧二ヶ所を下河邊行
[illegible]に付[illegible]、守護[illegible]す、（鹿島文書）[illegible]持里、山尾
城に住す、[illegible]元年、佐竹義[illegible]小栗城を攻め、二
年、宍戸[illegible]を[illegible]、[illegible]を遣しこ
れを守る、長尾彈正忠來り攻む、持里堅守して陷らず、
より四世、義長、初め其宗小田氏治に從ひ、後佐竹義重
に屬す、文禄中[illegible]島に移り、禄高六萬千七百石を奏
行はる、（宍戸系圖）この時宍戸の新善光寺を[illegible]に從
す、宍戸氏後從て秋田に徙ると。

高乾院（カウケン） 今宍戸[illegible]町に在りて、臨濟[illegible]、妙心寺派の精舍
とす、近世寺領六十石。

太田[illegible]寺甲子[illegible]碑文云、元治甲子歳、水戸侯臣僚、
及天下有志士、奉[illegible]、東叡波山、[illegible]之事、時
水戸順公、使其宍戸先侯、代[illegible]、使將入城、奸
[illegible]、乃之[illegible]、奸[illegible]、我[illegible]人、
[illegible]入[illegible]、奸[illegible]、[illegible]、[illegible]戸、[illegible]
合[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]七人、十月十六日、
云々。

新善光寺（シンゼンコウジ） 今宍戸にはあれど、別に[illegible]島に[illegible]
り、開基は[illegible]三年、[illegible]上人、[illegible]宍戸七郎[illegible]
[illegible]と云ふ。[illegible]のかも[illegible]に出現、故を以
て廣島院の號ありとか。安藝宍戸氏に相關る所あるにも
せよ、廣島と云ふこと疑ふべし。廣島は天正以後の邑名
なり、と峽中、[illegible]、同名の[illegible]あり。小田[illegible]
[illegible]、宍戸[illegible]、新善光寺にあり、[illegible]常陸介に
任じ、小田の[illegible]にて當國の守護なり、乃[illegible]の嫡子
とし、[illegible]四男にて、此宍戸に[illegible]を以て、宍
戸四郎と稱し、[illegible]に[illegible]す、建保元年、和田義盛の亂
に、[illegible]三郎[illegible]と戰ひ死す、即この地に葬るとぞ、
この二墓久しく存すと云へども、墓碑あることなし、明
和六年、これを修築し碑を建たり、但し皆寺僧の傳に因
るのみ。

淨土[illegible]に[illegible]上人[illegible]、[illegible]上人[illegible]、[illegible]
遊行[illegible]中[illegible]阿[illegible]（[illegible]）三
弟子ありて、内阿を當麻流の祖とし、解阿を解意流の祖
とし、王阿を洛陽五條新善光寺の祖とす」云々。

唯信寺（ユイシンジ） 宍戸[illegible]田町に在りて、[illegible]二十四輩第
二十[illegible]、宍戸唯信房の[illegible]となす。唯信の開基は、那
珂郡戸守[illegible]なりけれど、何の世よりか宍戸に轉じたり、
[illegible]、戸守[illegible]記するを[illegible]、高
田正統傳には、飯田唯信房といふ、[illegible]田門侶を名に、
唯信上人[illegible]、一[illegible]中村の信願房唯信にて、一は鹿
島[illegible]房の子、[illegible]にて、[illegible]唯信房[illegible]なり。
又[illegible]房[illegible]弟子に、宍戸唯信といふ亦見ゆ、い
づれにか合せらるべき。

一木（ヒトツギ） 今宍戸町の小字とす、[illegible]、宍
戸[illegible]四子、[illegible]、宍戸[illegible]、[illegible]
[illegible]田城を攻、[illegible]、[illegible]六年、[illegible]子[illegible]を
置く、一木[illegible]、廿五年、佐[illegible]、[illegible]
を[illegible]、（[illegible]）[illegible]四郎[illegible]、（系圖
[illegible]年、上杉[illegible]の亂に、[illegible]氏に[illegible]
[illegible]。

友部（トモベ） 今宍戸町の大字にして、[illegible]田の東半里、[illegible]
續の中[illegible]、東[illegible]、[illegible]、[illegible]小山
[illegible]の[illegible]、[illegible]、宍戸へ十[illegible]、[illegible]
[illegible]十二町。

男體山（ナンタイサン） 宍戸町の西南二里、岩間村の西嶺にして、柿
[illegible]の東北の[illegible]、[illegible]百四十
[illegible]、其[illegible]、[illegible]山、東南は愛宕山に連なる、男体、
一に難題に作る、土俗又御嶽と呼ぶ。

下野國志云、男[illegible]、宍戸の西方にて、愛宕山の
北にあり、[illegible]、小山若犬丸、[illegible]四年、男[illegible]に
籠りしに、上杉朝宗（禪可）發向して攻戰ひ、同五年七月、
沒落の由見ゆ。

[illegible]云、[illegible]十八年、[illegible]一日、[illegible]門[illegible]、
名[illegible]兵常陸宍戸山、[illegible]攻下[illegible]門、
[illegible]、[illegible]戰、[illegible]
[illegible]、[illegible]西[illegible]、[illegible]、北
畠[illegible]、[illegible]四[illegible]、[illegible]門[illegible]、[illegible]、
[illegible]、在[illegible]、宍戸山、蓋後小田五郎所據男體
山、兵衞尉、[illegible]四[illegible]名字[illegible]、[illegible]木[illegible]
[illegible]。

此度[illegible]上下[illegible]、[illegible]宍戸於男[illegible]、[illegible]、[illegible]
[illegible]之[illegible]、[illegible]之名[illegible]、[illegible]、此者不可相[illegible]
候、若又[illegible]子[illegible]、[illegible]十[illegible]、名字に可
[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]

建永二年六月朔日　　治久（花押、小田氏）

佐賀美濃守殿〔[illegible]〕

此文書、建永は康永の誤なるべし、因按ずるに、平沢は筑波郡の境にして、佐賀氏は[illegible]村の[illegible]なり。

、韻印行状記云、小田讃岐入道東真に、八田四郎時家の嫡々として、関東譜代の武士也、去永徳二年、永賢法印退治の後、諸大名武衛の供奉して看聞せし随一也、爰に去至徳四年五月の頃、野田入道等忠、古河より門人指め遣ず、子細を尋らるゝ所に、小山若犬丸、東方[illegible]に居住して、野心をさしはさむよし白状、云々。（按、鎌倉九代後記云、嘉慶元年、常陸宍戸男体城に、小田一族等構籠る、上杉中務少輔朝宗入道[illegible]同房方入道として発向、同十一月廿四日合戦あり。（[illegible]云、嘉慶二年五月十八日、宍戸男体城没落、小田[illegible]、上杉中務少輔入道[illegible]、為大将討治。

着到、武蔵北白旗一揆、高麗[illegible]、右、小田讃岐入道孝朝子息以下御退治之[illegible]、去年（至徳四）七月廿四日、馳参常州市川[illegible]御陣、八月十日小田御陣、同十七日志筑御陣、同十七日[illegible]、同廿日岩間御陣、同廿八日[illegible]、月十二日、男體城[illegible]御陣之時、[illegible]同十八日城攻之時、[illegible]致太刀打、抽戦功畢、凡於在々所々、[illegible]期、令[illegible]、着到如件、

嘉慶二年六月　日

鎌倉大草紙云、鎌倉より、[illegible]許可[illegible]候間、可有[illegible]城山、[illegible]年五月廿一日、小田、[illegible]太郎を[illegible]、同十七日[illegible]、小田宗来百余人打負[illegible]、城中より火をかけ[illegible]没落

す[illegible]按、小田孝朝は名を孝朝（或は高朝につくる）其子太郎は治朝といふ、小田城址に合考せよ。

石間郷

和名抄、茨城郡石間郷。（今西茨城郡の宍戸町、岩間村にまたがる、即[illegible]郡[illegible]）神郡[illegible]の南にして、山前郷[illegible]の北なり、東は安侯郷に至る。

岩間

今岩間村と云ふ、宍戸の南一里、石岡の北三里、[illegible]宍戸家[illegible]、岩間[illegible]、[illegible]

峰山神社

[illegible]

合はす。

愛宕山

泉の西嶺にして、男體山の南に連亘する一峰なり。山高さにあらざるも、山中に愛宕神を祭り、香火盛なり、一名風穴山といふ。

安侯郷

和名抄、茨城郡安侯郷。（今南川根村、北川根村[illegible]）なり。石間郷の東に隣接し、中世以降は宍戸庄内に籠められたり、南川根に大字安居存す。

安居

今土師、押延と相合せ、南川根村と改む、岩間の東一里半、宍戸川の南辺とす。此地は古驛にして、延喜式に、驛馬安侯二疋[illegible]、茨城[illegible]（石岡[illegible]にわたる）より北に至り、河内（那珂郡）を経て、奥州の方へ向へる山間[illegible]なり、又宍戸[illegible]にて、宍戸庄内阿子郷、[illegible]、[illegible]弾正少弼[illegible]行と号する安子も、此とす。〇按ずるに、

（子[illegible]）

[illegible]紀、弘仁三年十月、廃安侯、河内、石橋、助川、藻島、[illegible]六驛、更建小田、雄薩、田後等三驛、とあるは、海道驛を廃して、山道驛を建てられしなり。而も、山海の合岐は、久慈川の辺に在りて、安侯、河内の二驛は、山海兩路必由の要衝なれば、之を廢するを得ず。本書、六驛の廢止は、地理上に信用し難し、延喜式に至り、安侯、河内より山道の三驛に接したるを想ふべし。されば、弘仁の廢止は、石橋以下四驛、海道に沿へる者に係る。〇近世、此間の[illegible]者、川根といへるは、宍戸川によれる俗称なるべし。

押延

今安居、土師と相合せ、南川根村と改む、更科日記に、[illegible]といへるは、此ならんとの説あり。

（忍子）

[illegible]云、子忍森、今詳ならず、茨城郡に押延村あり、オシノベとよむ、訓オシノと近し、[illegible]更科日記に、[illegible]に流れありて、其間に子忍森ありしといへり、押延村は藤岡川（又宍戸川）にそひたる地にて、この村の以南に

[illegible]なる原のあり、依て思ふに、この森は押延村に[illegible]ん、安[illegible]近し、押忍を予忍とするも、歌よまん[illegible]の名なり。更科日記云、神拜と云ふわざして、[illegible]うちあり[illegible]に、赤なふしく流れたる野の、はろ〳〵[illegible]るに、[illegible]る、なかしき所かな、こゝはいつこと[illegible]と問ば、このしのびのもりとなん申、と答へたりしが、[illegible]よそへ[illegible]てい見じくかなしかりしかば、馬よりお[illegible]こゝに[illegible]時なんながめられし、

[illegible]とめお[illegible]事とかやおもひけん見るにかなしき子
しのびの森、　　　　菅　孝標朝臣

しのびと[illegible]につけてもとめおきし秩父の山のつら
[illegible]、あつまに、　　　　孝　標　女

土師（ハジ）　今南川又村の大字にて、押延の西北なり、即安侯と宍戸の間にあたり。古の土師氏の人の居れるに由りて、此名をつたへるならん、古墳所々に見ゆ。安居にも、十符河の古墳あり[illegible]、近年其二三を發掘して、小形の土器、及び古鏡一面を得たりと、一雑志に録せらる。

住吉（スミヨシ）　今湯[illegible]、[illegible]兎路、仁古田、隨分附、柏井と相合せ、北川根村と改む。押延、安居の北にて、即宍戸町の[illegible]南部とす、[illegible]北は東茨城郡鯉淵村に至る。郡[illegible]考云、住吉村牛頭天王社鰐口、文明十三年の識に、宍戸庄、住吉住人、太郎次郎と刻す。

隨分附（ナムサツケ）　今北川根村の大字とす。○新志補云、ナムサツケの名義、何の義なるを知らずと雖、詞誌集、白樂天の詩に「隨分管絃還自足、等閑篇詠被人知」とありて、隨分をナ[illegible]フサとよみ[illegible]したるを見れば、本村もとはナフサツケと云ひけんを、後に訛りしものと見ゆ。

—◆◇◆—

東茨城郡（ヒガシイバラキ）　今鹿島、行方二郡の北、西茨城郡の東、那珂川以南を以て、東茨城郡と為し、水戸市、並びに町村三十四に分つ。面積約卅八方里、人口[illegible]、郡[illegible]大戸下市に在り。（市合は上市に在り）[illegible]は、[illegible]に因り、現東茨城郡管の大谷、夏海、[illegible]村[illegible]に係け、現本郡管の小川町、竹原[illegible]、橋村[illegible]の中へ係けたり。

[illegible]の稱[illegible]、明治十一年の分郡に因る、是れ風土記、[illegible]の茨[illegible]郡（白河、島田、生園）並びに鹿島郡[illegible]に、那珂郡の十餘郷の舊地を加へし者とす。中世[illegible]に、茨城北部、吉田郡、那珂西郡の稱ありしが、文祿檢地の日に、[illegible]して茨城郡の境域を改定せらる。されば、今の東茨城の大部分は、古の那珂郡の舊地と知るべし。

吉田郡（ヨシダ）　吉田郷を本とし、其四近に及ぼせり、那珂の古郡域、河南（河北、吉田郷、武田郷の邊にも、吉田郡の名、被[illegible]たること[illegible]）の東方を汎稱す。夙く將門記に「吉田郡、蒜間之江[illegible]載せたり、もと私稱に出でしに似たれども、中世の公文にも、他の諸分郡と共に通用したれば、公稱と論するも[illegible]中に至り、茨城郡へ併せられて[illegible]廢す。

郡[illegible]云、吉田郡は將門記に見えて、本國私稱の郡には、最古し、嘉[illegible]田文には、吉田郡二百廿三丁一段、吉田社仁治元年留守所[illegible]にも、吉田郡と書す。○吉田郡を、又野[illegible]六十六郷とも云へり、野上、野下とも唱へ、北を下とし、南を上としたるに似たり、而も泛稱なれば、其實村數、固より[illegible]に合はず。

[illegible]云、俗に中妻郷（那珂西郡の南偏）より東の方なる水戸、吉田邊の地をさして、野々郷とよぶ、何れの時[illegible]と云ふことたしかならず、谷田部氏の説に、江戸氏水戸に在城の時、野上三十三郷、野下三十三郷、中妻三十三郷を領すと、又吉田祭禮日錄、毎時の祭禮[illegible]役に「神事役三十、郷役」と記せり、これ野の三十三郷の事ときこゆ、この日錄は嘉吉頃のものなり。

[illegible]云、[illegible]田文、吉田[illegible]百廿三丁一段、[illegible]宮、[illegible]、拔、[illegible]社[illegible]元年[illegible]所[illegible]にも、吉田[illegible]河氏[illegible]、今其所[illegible]ふ）[illegible]河、[illegible]、大使役記に[illegible]り、今其[illegible]大野、[illegible]前、武田、大[illegible]、吉野根、（今[illegible]らず）[illegible]平戸、[illegible]渡、石川、戸[illegible]ある吉其地の日[illegible]、又[illegible]傳[illegible]、吉田[illegible]の嬉[illegible]、[illegible]蒲井中山、方波見（カタハミ）[illegible]の地[illegible]田、大野、平[illegible]、[illegible]部、勝倉、武田、[illegible]田、[illegible]、（大戸の地）[illegible]、八泉、（並に大野の[illegible]）道理田、（吉田の地）八辻、（[illegible]所詳ならず、江戸[illegible]通、[illegible]伏菜[illegible]る書に、やつ[illegible]あり八辻に似たり、今八文字と云ふ、苗字の人あるは、[illegible]八辻やつむしの[illegible]せしにや）常葉、宇喜（又宇木[illegible]に作る、常葉の屬なり）[illegible]あるを見て、郡境の概略を[illegible]るべし、其域は今小鶴川を西界として、其東北よ[illegible]東に渡りて、其[illegible]邊に若干ありしなり。

那珂西郡（ナカサイ）　那珂郷（今の飯富[illegible]里）を本とし、[illegible]南北に及ぼし、那珂の古郡域の西方を汎稱す。東鑑、[illegible]三年の條に、那珂東西の郡分始見[illegible]、又建暦二年九[illegible]、常[illegible]國那珂西沙汰人等、兼[illegible]職、可令安堵[illegible]之由、被仰下、所謂行光、[illegible]、[illegible]村、光季等也、とも見えたり。又那珂西郡の南偏に、中妻三十[illegible]の稱ありしこと、前[illegible]に[illegible]ぐる[illegible]し。文祿中に[illegible]、茨城郡へ併せら[illegible]停廢[illegible]弘[illegible]文、[illegible]郡那珂[illegible]、百五十二町五反小[illegible]見ゆ。

白河郷（シラカハ）　和名抄、[illegible]、茨城郡白河郷。○今詳ならず、蓋東[illegible]茨城郡[illegible]村、及び下野合村かと云へり、即巴川の邊にして、吉田郷の[illegible]南の廣野なり[illegible]方、鹿島の二郡[illegible]延喜式、茨城郡主石神社、本郷の域内なりしならん[illegible]、今[illegible]郡の管内に存す。[illegible]郡[illegible]考云、遊方名所略に（元祿中著）「茨城郡、白川鄕川

兩般流也、或云、黒川畔川也、流入田地畔也、黒畔和訓近一云々、元禄頃まで白河の[illegible]なり、因て考ふるに、本郡の川は[illegible]、大谷、小[illegible]の外には、[illegible]川と稱する一派あるのみ、是即白川にして、安侯の驛道にかゝりたる所に、此郷の地ありしなるべし、やがて今の巴川の上流にありし郷にして、其本郷は部室片倉のあたりにもやあらん、[illegible]河[illegible]北方は、野も山も皆軍等にて候[illegible]、此郷[illegible]官道にかゝりて、人の耳目にありし地なり。

堅倉（カタクラ） 今堅倉村と云ひ、[illegible]の小村落、[illegible]田、表高、小岩[illegible]二里餘、石岡より水戸に達する驛路にあたり、石岡へ二里、[illegible]へ一里半、巴川は、[illegible]る。

天正十三年、江戸氏、大掾氏、[illegible]年三月、江戸氏と佐竹の[illegible]に出陣し、四日、片倉に[illegible]六日、[illegible]志補〕

吉影（ヨシカゲ） 今[illegible]文書、[illegible]吉影下吉影」云々）

[illegible]

右衛氏、[illegible]

田）之手、[illegible]々御吹挙、[illegible]九月二十三日、[illegible]下吉影村[illegible]

[illegible]

世樂（セラク）（落瀬） 今下吉影村の大字にして、[illegible]中世一[illegible]在り、[illegible]たる[illegible]後ふにこれ牧草多き地なれはなるべし、今に村中たるば[illegible]せたる鹿山とて、禁鎖場の跡もあり。

野合（ノアヒ） 中世の汎稱郷名にして、吉影、小幡、島田の邊を指したり、今は上野合下野合の二村名を立てて其[illegible]、今[illegible]、雨谷（アマガヤ）、[illegible]、島羽田、[illegible]等[illegible]合せ、上野合村と改む。巴川の北、大戸川の南なる野中に散在する部落なり。

小幡（ヲバタ） [illegible]寛永中の鹿島社領日記に、アシクロ圖とあるは、今の秋葉村なり、又日記にヲバタとあるは小幡村なり、中世八[illegible]

[illegible]

社とも、又は祐圓社とも云へり、小幡村にては宥圓とせり、中務と出雲とを混じて傳ふるに似たり、小堤光明寺の[illegible]小幡[illegible]是小幡の城主な[illegible]

生井澤（ナマヰザハ） 今下吉影村の大字にて、[illegible]生[illegible]生たる[illegible]なりしにや。

[illegible]常陸國[illegible]内、[illegible]已上四百[illegible]、右人[illegible]去年十月[illegible]、可[illegible]之状、所[illegible]件、以下、

[illegible]十五日

[illegible]

〔色川氏文書抄〕

[illegible]

鳥羽田（トバタ） 今[illegible]の大字にて、小幡の東に在り、或は鳥羽に作れり。○新志云、龍含寺は鳥羽田村に在り、小栗氏某石、文字磨滅して讀むべからず、寺に小栗氏夫婦の[illegible]人之を小栗堂と號す、小栗氏は代々この地の主にて、後に鳥羽田氏となれりと、當寺に小栗縁起あり、元禄の比、[illegible]

見ゆとあり。由て思ふに、島[illegible]同異なしく此郷に併せしなり。

島田郷

和名抄、茨城郡島田郷（今上野合村に、島田の大字のこる。これによれば、白河郷の北にして、西は安侯郷に至り、東は涸沼に至り、北は吉田郷[illegible]に至る者とす。大略、宍戸川の南岸に亘り、川根村、上野合村、沼前村にあたる。

[illegible]名考云、今島田村となり、此郷、東涸沼に臨み、北小[illegible]川あり、南小[illegible]あり、[illegible]、小[illegible]にて涸沼に入る）因て地名とす、加倉井妙徳寺、康正元年棟札にも島田あり、田は、神武紀「作城邑曰城田」とある田と同しく、助語[illegible]。

川根

中世の[illegible]名にして、宍戸川の岸邊の諸村を、すべて、川根の郷々といへり。今北川根、南川根、以上西茨城・川根・[illegible]の三村名を立つ、野合の西北に連接す。

川根村は、和名抄、島田郷の中に屬せず、安侯郷の中かとも推想せらる。

飯沼

今蕎麥原、駒渡、野曽、宮崎、田[illegible]、及び木部、下土師、奥谷等と相合せ、川根村と云ふ。堅倉の北一里半、宍戸川に縁れり、長岡驛の西南一里。

木部

今川根村の大字にて、飯沼の西、安居（南川根村）の東とす。郡郷考に、和名抄、茨城郡城上郷を以て之にあてたれど、今採らず。何となれば、此地は安侯郷に密接し、別に一郷を置かるべき所にあらざれば也。凡城上は、茨城の上の義と解かるれば、此にキノベと云ふにも從はず。

今按、木部とは、[illegible]に因れる名[illegible]、古人[illegible]奥津城（オクツキ）、磐（イハ）城などとも云ひ、木部は城邊に通ふ。今も此地に、古墳十餘所ありて、諏訪山を最も大なりとす、周廻凡三百五十歩高五間、[illegible]を二重に[illegible]らしたる[illegible]、其下寺は八九尺毎に排置し、[illegible]二尺[illegible]に各列せら[illegible]、[illegible]其[illegible]ならず、大いなるは高さ三尺[illegible]、小なるは二三寸にして、其[illegible]は筒形なるも、或は鉢形を爲すあり、壺形を爲すあり、山の中央は深さ十三四尺の間、砂礫を以て堅固に築造せられ、中[illegible]、[illegible]形の[illegible]、[illegible]二尺の片刃[illegible]刀、中に長さ四尺のものあり）[illegible]、[illegible]石製[illegible]を得たり、又其近傍の畑中より、大瓶一個を探掘せり、胴の廻り五尺、高一尺七寸とぞ。〔人類學會雜志〕

（城之内）

下土師（奥谷）

今川根村の大字にて、[illegible]と相並び、[illegible]の南なる小邑と相對して、宍戸川の南岸とす。永享の宮有法文に、宍戸庄[illegible]、下土師郷、小鶴[illegible]といへり。涸沼川の[illegible]は、奥谷、下土師の邊まで湖航す、那珂湊より凡七里。

宍戸川

又小鶴川とも、[illegible]川とも云ふ。笠間の西に發源し、一は大[illegible]山より、一は片庭山より出で、二派笠間町の西に於て相合し、南に降り東に轉し、宍戸を經て、初めて[illegible]中を出で去り、其下[illegible]の中を東流し、[illegible]涸沼川を[illegible]れ、四里にして涸沼へ入る、[illegible]源より測らば、凡十里。涸沼以下は、涸沼川と稱す、[illegible]目に[illegible]す。

海老澤

今鹿島郡の管内にして、駒場、小堤、神宿、宮崎、網掛等と相合して沼前（ヌマサキ）村と改む、其地は茨城郡島田郷内たること、形勢を推して判知すべく、涸沼の西南岸に居る。長岡驛へ一里餘、石岡へ三里半。涸沼を一名海老澤沼といふは、此村甲の其南岸にあればなり。海老澤の南なる城之内（ジヤウノウチ）より、南に行く一里半、巴川の岸に達す[illegible]、其地を紅葉といふ。寶永年中、城之内、紅葉の間の丘陵を[illegible]破し、涸沼より巴川に通じ、北浦、西浦、乃ち利根川への航路を開くの計畫ありて、水戸藩之が役を起しも、成らずして止む。今も、[illegible]十郎（カンジフラウ）堀とて、長凡一里、幅四五間許、[illegible]、[illegible]十郎の指圖に出づれば也。

（[illegible]）

[illegible]、寶永三年、水戸藩主[illegible]、[illegible]人は[illegible]勘十郎の裁判なうくべき旨にて、庶政勘十郎一人の胸算に決す、乃杉山の米廩を毀ち、島田村の地、木部（キオロシ）へこれを引移し、[illegible]、[illegible]、又[illegible]川を[illegible]に通し、[illegible]を便にせんとす、〔書記案見聞錄、郡縣源書〕初め、松並の[illegible]、[illegible]を設け、[illegible]水門を設け、[illegible]、[illegible]之を挽かしむ、遂に成らずして止む。

一吉[illegible]に[illegible]、[illegible]甲、[illegible]、宮[illegible]之事、[illegible]扶[illegible]之由、[illegible]、[illegible]、天正十六年、戊子、五月二日、[illegible]

神宿（龜谷田）

今沼前村の大字にて、宍戸川の南[illegible]、[illegible]寶永中のものに、鹿島北[illegible]宮郷、[illegible]谷川とある[illegible]、[illegible]谷戸五十九貫とあるは此なるべく、中世已に郡界の混亂したるを疑ふ。○神宿の眞照寺、眞言宗、[illegible]門末三十餘寺ありて、[illegible]目三十石。

小堤

今沼前村の大字にて、神宿の西とす。○新志補云、小堤村に、小堤[illegible]守と云ふもの居れりと申傳ふ、按に、光明寺[illegible]に「小堤[illegible]郎、天文五丙申年月十五日」といふ名あり、[illegible]、天正二年、江戸重通、小幡中務[illegible]貞を大[illegible]の[illegible]に殺す、[illegible]の弟、[illegible]となりて小堤光明寺に住す、[illegible]を開き其[illegible]寺に據る、已にして事平ぐ、重[illegible]、小幡[illegible]守なして小幡を守らしむ〔光明寺舊記、[illegible]記〕

宮崎

今沼前村の大字とす、[illegible]、和名抄、鹿島郡に[illegible]宮（ミヤケ）郷の遺地と[illegible]定せられたり、されど、鹿島郡に又宮作村ありて、後此相比擬するに、涸沼の西南は、茨城

郡の白河、島田の二郷たること、確證あれば、本篇は宮前郷を更に宮作の方へ擬定しつ。

大掾系圖に、鹿島成幹の子に、宮崎三郎家幹あり、是は宮ヶ崎の地頭にや、又鹿島清の宮作の士なりしにや。

烟田文書に、宮崎の名散見するは、皆涸沼の宮崎なり。

烟田遠江守幹胤申關所事、宮崎一跡、德山宮子、右大掾宮子、持寺、菅谷、瀬落、[illegible]、[illegible]、[illegible]者也、仍鹿島郡中[illegible]、[illegible]亂者、去年十月、[illegible]、在在所所[illegible]、[illegible]上者、以彼仁等[illegible]、下賜今度之軍忠之[illegible]、[illegible]弓箭之[illegible]、恐々言上、如件、

寛永廿四年十月　日

涸沼（ヒヌマ）

又日渇に作り、古名を[illegible]の江と呼べり、[illegible]の[illegible]訛といふ、故に[illegible]の名あり。[illegible]る[illegible]にして、東西二里、南北半里[illegible]、北東に[illegible]分ち、漫流二里、那珂湊に通ふ。

將門記云、天慶三年正月中旬、新皇爲討遺敵等、帶五千之兵、發向於常陸之奥也、[illegible]藤氏等、相迎於堺、[illegible]、[illegible]指申掾貞盛、并[illegible]等之所在、[illegible]其如浮雲飛去飛來、[illegible]不定也、[illegible]漸隔一旬、僅吉田郡蒜間之江邊、[illegible]、[illegible]之妻、云々、

涸沼は古の茨城、鹿島と那珂三郡の[illegible]、今も鹿島郡の北堺とすれど、出入なきにあらず。[illegible]風土記「香島郡、北、那賀、香島堺、阿多可奈湖」とあるを援きて、此涸沼に擬[illegible]、[illegible]して、[illegible]を得たりと[illegible]。[illegible]とは、ミナトと訓み、他の流注、[illegible]と相分つるを要す。已に香島郡の四至を擧げて、

東、大海、南、下總、常陸堺、安是湖、西、流海、と云へば、阿多可奈湖は安是湖と相對比せられたり。其安是湖は今の銚子浦にあたり、[illegible]阿多可奈湖は、今の那珂湊にあたること、明[illegible]からず。[illegible]其那珂湊は、涸沼の流と、[illegible]河[illegible]川の古名[illegible]れば、涸沼を以て阿多可奈湖に擬する[illegible]しと云ふと雖、畢竟精論には非ず。涸沼は、其水面ほゞ海潮面と平均し、さのみ大澤にあらざるも、泄瀆して之を土田に開く能はず。近世（寶永四年）水戶藩の人、此沼[illegible]より巴川、北浦に二里の溝道を穿ち、以て那珂湊より[illegible]に通ずる[illegible]、銚子湊、佐原、乃至關宿、[illegible]、江戶への[illegible]する所なりき、而も今[illegible]に其[illegible]、[illegible]云、蒜間江は今に日沼（比[illegible]）[illegible]

[illegible]

等、面永齢既在斷雲之間矣。

大屋鄕（オホヤ）

和名抄、鹿島郡大屋郷。（今鹿島郡管の大谷村、夏海村、及び東茨城郡管の大貫村にあたるごとし、涸沼の東南にして、德宿[illegible]宅郷の北とす、東は大海に至る。）

（大谷）

[illegible]云、琴[illegible]とて、一[illegible]にいはるゝ物也、[illegible]は日本になき[illegible]、[illegible]は絶てなし、昔はともに有けり、[illegible]を[illegible]と云ふる、常陸國記に一採大谷村之大[illegible]、[illegible]、[illegible]北佐頭一と云へり、琴は此[illegible]り、昔は武備の[illegible]ぞ、琴の上手にてぞありける。

國記とは、[illegible]記にして、大谷は大屋に同じかるべし。

田崎（タサキ）

今大田、[illegible]谷、鹿田と共に、子生に合せ、大谷村と改む、[illegible]の東一里許、涸沼の南邊の野中に在り、[illegible]子[illegible]大谷山と云ひ、長一里半、北に降り涸沼へ入る。

子生（コナシ）

今田崎、[illegible]田などと相合せ、大谷村と改む。[illegible]田よ[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]

鹿田原（シカタ）

今大谷村鹿田の西なる平野にして、[illegible]老[illegible]、紅葉、[illegible]、方二千町と稱す。[illegible]鹿島、[illegible]、[illegible]、おのつからに一[illegible]。

夏海（ナツミ）

今神山、松川、[illegible]田等を相合せ、夏海村と云ふ。子生の北二里、涸沼の東[illegible]なる[illegible]、大洋に對す。[illegible]、[illegible]に十町、長[illegible]に江湖を控へたり。[illegible]に一[illegible]、[illegible]と云ふ[illegible]、[illegible]、大谷といへ[illegible]、云々。

（松川）

松川は夏海の西、涸沼に[illegible]。されど、近世水戶[illegible]、[illegible]山

一[illegible]（[illegible]公領房の[illegible]、[illegible]、[illegible]元年、[illegible]田[illegible]田二萬石を分知」

神山（カミヤマ）　[illegible]、應永二十八年社領目記に「かみ山がう十九貫」とあるは即是なり、六藏寺悪蔵の心車鈔「鉢田村不動堂勧進[illegible]、[illegible]、[illegible]べたり。

大貫（オホヌキ）　今大貫村と云ふ、[illegible]北牟[illegible]、大[illegible]の[illegible]りて、磯濱市街と一溝（木郷川）を隔てたり。此[illegible]、[illegible]堤塘を造り、之を閉塞したり。[illegible]木郷川は、[illegible]中に[illegible]、[illegible]みより、[illegible]の[illegible]にわかれて[illegible]、[illegible]い、[illegible]、[illegible]地[illegible]し、鹿島[illegible]、[illegible]日記に「[illegible]」など見ゆ。

元祿紀行常陸帶云、鹿島より[illegible]傳ひに、貝を拾ひ、清水をむすびて常め味ひなどしつゝ、行く〳〵目も[illegible]、[illegible]と云ふ里に[illegible]、[illegible]、木おろしの渡を越え、[illegible]が崎、[illegible]子田[illegible]里をた[illegible]、[illegible]今其の[illegible]に[illegible]、[illegible]鹿島[illegible]に[illegible]、[illegible]、[illegible]ふ人もなしと」夫木抄「いかゞ崎、常陸」元眞家集「ひたちなる[illegible]る」源氏物語（常夏卷）「草わかみひたちの海のいかゞ崎いかで[illegible]」

（伊加加崎）

宮川端（ミヤガハ）　[illegible]、[illegible]。東茨城郡へ入る[illegible]、[illegible]、[illegible]綴り、東は大海に至り、形狀全く島山を成す。[illegible]部鄕考云、今茨城郡磯、大貫等とぞ、元禄頃までは[illegible]、[illegible]、[illegible]山[illegible]に見えたり、[illegible]、[illegible]人、[illegible]、[illegible]、[illegible]日の[illegible]、宮田[illegible]、[illegible]、弘安[illegible]、[illegible]、同十八丁[illegible]、[illegible]、河」と見ゆ。（鹿島社領目記にも、ふる河十八丁とのす、[illegible]、見[illegible]、イソ、ほのぼのと。

大洗埼（オホアラヒザキ）　磯濱市街の[illegible]、[illegible]、汀濱より南東に延びて海中に入り、礁石亂立[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]を待つ。

子日原は、大[illegible]、[illegible]、[illegible]和歌を詠じ石に勒し、此地に建つ、萬代を松に契りて今日までは子の日の原にひかれ來にけり。

（子日原）

大洗磯前神社（オホアラヒイソザキ）　[illegible]、[illegible]子大洗[illegible]に[illegible]。[illegible]、[illegible]、[illegible]一[illegible]に勾[illegible]を成し、[illegible]、[illegible]海[illegible]上、約二十八[illegible]、子日[illegible]、[illegible]の方まで、松[illegible]帶に茂生す。此社は、延喜式、鹿島郡大洗磯前藥師菩薩神社と載せ、名神大と註せられ、[illegible]

[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]人云、[illegible]、[illegible]、號曰、藥師菩薩名神。○神名帳頭註、大洗を大己貴、酒列を少彦名とあるは、二所に分祭せしと云ふにや、史に官社になしたるも、神號を授けしも、皆同年同日にて、殊更菩薩の稱も同じければ、分祭せし事必せり、其菩薩と稱するは、彩沙門とあるに因るか。〔郡鄕考〕

[illegible]、輪煥一以新、[illegible]、[illegible]、怒濤震海堤、[illegible]時出沒、乩龍露爪[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、此神は、[illegible]より藥師の神と申しけむこと明かなり、然るに佛法世に盛んに行はるゝ時なりければ、藥師の文字により終に菩[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]十八[illegible]、[illegible]、[illegible]、公、今[illegible]、[illegible]「[illegible]」

る所なり、曰、毎年十二月晦夜、至正月七日、社司宿神殿、不許外出、唯使巫覡、不奉神饌、村中禁宿金鼓、一切禁之、[illegible]、國[illegible]一日、不得[illegible]、至七日[illegible]、[illegible]神[illegible]、[illegible]四[illegible]五[illegible]、畢殯葬、八日、[illegible]宮[illegible]、[illegible]村、[illegible]官二人、[illegible]道[illegible]面來、[illegible]日[illegible]、[illegible]尺[illegible]、[illegible]、盡不可[illegible]別、[illegible]南之[illegible]也、[illegible]者、名曰[illegible]、[illegible]置[illegible]四人、[illegible]、其一名曰代官、其[illegible]名曰[illegible]、[illegible]所[illegible]、[illegible]北、[illegible]、[illegible]之數、[illegible]一拱、[illegible]四[illegible]、文[illegible]、[illegible]碑[illegible]、[illegible]、古[illegible]此[illegible]、道路逶遠、後[illegible]、可見、[illegible]、今大[illegible]社、使[illegible]、[illegible]之[illegible]、今[illegible]也。新志云、[illegible]、大[illegible]神官、[illegible]の[illegible]にあり、甚大[illegible]なり、其[illegible]中に[illegible]、又名[illegible]家と云ふ、德利は[illegible]子の[illegible]、この[illegible]、[illegible]の者、ら[illegible]む、この[illegible]古[illegible]、[illegible]の者、この家に道[illegible]、[illegible]す、名[illegible]、[illegible]家と云ふ、本[illegible]形状[illegible]、何人の[illegible]。

磯濱（イソハマ）

今[illegible]、八日[illegible]、[illegible]る丘陵の下に[illegible]、其[illegible]成し、[illegible]と[illegible]、[illegible]の丘、[illegible]十六[illegible]に[illegible]す。水戸[illegible]、[illegible]、一里。

[illegible]云、[illegible]、[illegible]、[illegible]す、[illegible]に[illegible]、[illegible]て、[illegible]散る[illegible]、[illegible]と云ふ所まで行く。

[illegible]濱志云、[illegible]
[illegible]り）[illegible]中[illegible]七[illegible]、[illegible]下[illegible]

其後大濱有て、十七濱の漁始る、三年廿分一御淨役始る、[illegible]若[illegible]より宮田野[illegible]、[illegible]山之地、見取山[illegible]、一[illegible]立になる、寛永十一年なり、[illegible]、法[illegible]部、[illegible]之[illegible]、[illegible]の[illegible]記に見ゆ、延寶四年、[illegible]、[illegible]百[illegible]、今[illegible]、百五十[illegible]出す、[illegible]にて[illegible]と云ふ、七年春、[illegible]田[illegible]、[illegible]元年、[illegible]の[illegible]を[illegible]、御[illegible]に[illegible]、[illegible]と改む、[illegible]上人、京[illegible]より下る、二年、[illegible]、[illegible]の山の[illegible]へ引き建て、[illegible]の[illegible]守[illegible]八[illegible]、[illegible]中、[illegible]、三年四月、[illegible]へ天[illegible]建[illegible]、[illegible]にも建立、五年、[illegible]へ新川[illegible]る、[illegible]川岸、北川[illegible]、[illegible]川岸[illegible]、[illegible]南[illegible]、[illegible]田川[illegible]、[illegible]引き、[illegible]水を八[illegible]田用水に[illegible]、一[illegible]二つ[illegible]、[illegible]一年[illegible]に、[illegible]、[illegible]下[illegible]る、[illegible]今日[illegible]也、[illegible]四年に、[illegible]

[illegible]町（岩井濱）

今[illegible]の[illegible]にして、北に[illegible]十[illegible]、[illegible]川[illegible]の[illegible]岸の小[illegible]を云ふ、岩[illegible]山、又[illegible]濱と[illegible]、[illegible]の海岸には、天保六年、水戸[illegible]の[illegible]、[illegible]に[illegible]、[illegible]なり[illegible]、中の[illegible]、男[illegible]、中[illegible]、[illegible]、男[illegible]、[illegible]にても、[illegible]

[illegible]云、[illegible]に[illegible]、[illegible]へ[illegible]を[illegible]ふ、[illegible]へ[illegible]に、[illegible]の[illegible]、一の[illegible]、[illegible]岩井町曲といふ、これも歌の初句には、必ずサマヨといふ[illegible]、[illegible]も、[illegible]の人[illegible]、[illegible]潮[illegible]、[illegible]の一[illegible]に[illegible]りしの[illegible]）[illegible]志[illegible]云、元[illegible]八年、[illegible]町[illegible]て立つ、前[illegible]女と[illegible]し、[illegible]を抱へ、[illegible]に[illegible]、[illegible]と[illegible]、外[illegible]、[illegible]十[illegible]年[illegible]、[illegible]四年九月、[illegible]中へ[illegible]、[illegible]一[illegible]、[illegible]立[illegible]、[illegible]中は[illegible]、[illegible]人、江戸[illegible]、其旨[illegible]等者也、[illegible]は[illegible]之[illegible]、[illegible]付事、右之通[illegible]出[illegible]旨、今[illegible]より、中[illegible]一云々、[illegible]家を[illegible]と云へるは、[illegible]奇とす[illegible]し。

願入寺（ガンニフジ）岩船山

[illegible]町の[illegible]に在りて、[illegible]川、[illegible]を[illegible]、[illegible]岩船山と[illegible]、[illegible]遺[illegible]、[illegible]の外なれど、[illegible]子[illegible]の遺[illegible]、[illegible]願入寺を此に[illegible]る者にして、[illegible]中より、東[illegible]に[illegible]し、[illegible]一[illegible]す。

[illegible]云、[illegible]古[illegible]人、[illegible]につき、二十四[illegible]と[illegible]あり、其[illegible]如信上人、[illegible]日[illegible]郡[illegible]山[illegible]と[illegible]に[illegible]し、正安二年、常陸國保内の[illegible]村にて入寂したまひけり（[illegible]に委[illegible]、第[illegible]十[illegible]に[illegible]、[illegible]如上人、[illegible]、其[illegible]の[illegible]らず、[illegible]に背かざる[illegible]、[illegible]如の[illegible]、信上人の[illegible]、[illegible]十四[illegible]の[illegible]、[illegible]年[illegible]、[illegible]二十四[illegible]、[illegible]年[illegible]、[illegible]古河（下野猿島郡）の宗願寺の條に、一異説あり。

[illegible]入寺[illegible]、[illegible]に[illegible]、[illegible]中、[illegible]上人の遺[illegible]、[illegible]年[illegible]金二百[illegible]、[illegible]信上人[illegible]

朝日山郡大[illegible]入[illegible]、中[illegible]亡し、什[illegible]に[illegible]り、十五代如高師の時、[illegible]寺、[illegible]今の宮田村[illegible]日より移す、寺内五萬二千坪、寺領三百石、外に合力金百両、方丈[illegible]十八石、寺中八ヶ院あり[illegible]元治元年[illegible]、水藩[illegible]人、[illegible]十人死之、[illegible]管[illegible]、[illegible]、終引[illegible]

天妃神社（テンピ）　祝町に在り、近世水戸義公の創建に係る、俗に天妃娘娘[illegible]いへり、[illegible]天妃、又日[illegible]、[illegible]）宋朝建徳[illegible]年、[illegible]化、[illegible]州[illegible]生、[illegible]道士、二十八[illegible]化、[illegible]於大[illegible]、故に天妃[illegible]、[illegible]云云。此神は、心[illegible]年、義公[illegible]、[illegible]信仰す、[illegible]揚させ、[illegible]りしな、天保四年、又上より昔を思召し、石燈籠を仰付られたり、此地昔よりかぶき芝居御免、三十間四方、[illegible]入[illegible]

涸沼川（ヒヌマ）　[illegible]の下流にして、[illegible]山と、大[illegible]野との間より、東北に[illegible]、[illegible]部[illegible]に注ぐ、或は[illegible]澤川と云ふ。涸沼川は、古昔に[illegible]の江と云へ[illegible]、[illegible]上下自在[illegible]、[illegible]の[illegible]して、[illegible]中之[illegible]、[illegible]其日を[illegible]する所ありと云。

志萬郷（シマ）　和名抄、那珂郡志萬郷、[illegible]東茨城郡稻荷村、下大野村、大場村等にあたる、涸沼川の西邊の地とす。稻荷村に、大字島田あり、大場村に島新田あり。○郡郷考云、志萬郷とは、今の島田村、島新田等の地なるべし、涸沼の下流にあたれば、往時、島嶼の形勢なりしと見ゆ、大掾石川系圖に、家幹の三子を、島田三郎[illegible]とす。

島田（シマダ）　今稻荷村の管内とす、石川文書、[illegible]三年[illegible]状に、吉田の郡[illegible]の内、[illegible]村と見えたり、心[illegible]鈔、[illegible]山不動堂[illegible]、取材[illegible]下岸」といふ、[illegible]下岸は島田の地なり、又木節につくる。[illegible]と字するは、小[illegible]にて、涸沼川に臨む、寛永二年、此に[illegible]、[illegible]に一[illegible]、[illegible]せられし事あり。

大場（オホバ）　今大場村と云ひ、森戸、入野[illegible]、島田の西にして、涸沼の一岸なれど、近世、其沼邊に秣成新田を開かれたり。水戸下市の東南一里半、或は大羽、大葉［吉田文書］につくる。善[illegible]寺[illegible]に「[illegible]年[illegible]月、常陸吉田庄内[illegible]場村」と書す、[illegible]といふ[illegible]、[illegible]は[illegible]りとぞ。［[illegible]］

入野（イリノ）　今大場村の大字にて、下入野ともいふ、[illegible]の上入野に相対[illegible]。[illegible]、下入[illegible]、[illegible]大なる[illegible]、[illegible]、一個（今云ふ小祠）を[illegible]、昔[illegible]して長[illegible]、昔に長六尺、[illegible]五尺、厚一尺[illegible]の石を立て、下に長七尺[illegible]の石を敷きたり、[illegible]小石[illegible]十[illegible]を以てこれを埋め、大なるもの四尺餘、小なるものすばかりに至る（今按、文中に[illegible]を得るといへば[illegible]、中世[illegible]入の[illegible]）

恒富（ツネトミ）　中世の郷名なるが、[illegible]の東なる十餘村を汎稱したり。○郡郷考云、石川家幹の六男を、恒富六郎高幹といひ、東鑑、仁治二年の恒富兵衛は、此人に似たり、[illegible]、建保六年[illegible]に、恒富[illegible]内[illegible]六[illegible]と見え、[illegible]、吉田[illegible]恒富[illegible]と載す。

恒富村々公田事　公田合五十五町七段三十五歩
大羽　公田十七町一反十七歩
[illegible]　公田七町[illegible]反三百歩
[illegible]　公田六町[illegible]反[illegible]拾歩　六反田　公田四町
石河　公田四町　森戸　公田[illegible]町[illegible]反大
[illegible]　公田一段　大串　公田[illegible]町
矢田　公田[illegible]町[illegible]　入野　[illegible]町[illegible]
右注進状如件
[illegible]三年十一月[illegible]日

大串（オホクシ）　今島田、[illegible]等と[illegible]せ、[illegible]村と改む、大[illegible]北にて、水戸下市、[illegible]に[illegible]り、下市へ

一里半。岡端に倚り、東北に水田を俯瞰し、涸沼川、那珂川を望む、岡上に稲荷社あり。

（稲荷）大串稲荷は、水戸藩にて甚だ崇敬ありし、[illegible]なり、毎年八月の祭禮に、神輿をば下市七[illegible]まで[illegible]。其縁由は、貞享中、大串の村民、人見甚之丞の家に、稲荷を祭れるに、甚之丞の外孫ツ[illegible]、[illegible]城に仕へ、肅公綱條の侍女と為り、[illegible]子吉宗君（實永六年、二十五歳早世）を生む、[illegible]を[illegible]なし、寶永元年、[illegible]、[illegible]を寄附せられ、且人見氏を以て神主に任せられたり、ツレなり[illegible]時に光棠す、[illegible]今に[illegible]く。

（大串貝塚）新志云、風土記に「平津驛家、西一二里有岡、名曰大櫛、上古有人、體極長大、身居丘壟之上、採蜃食之、其所食貝、積聚成岡、時人取大朽之義、今謂大櫛之岡、其大人踐跡、長卅餘歩、廣廿餘歩、尿穴圓、可廿餘歩許」（霞袋）とあり、今の大串、大塲、[illegible]、[illegible]の貝[illegible]蔵にして岡を成し、殊に下津より（今平戸）この岡に[illegible]、大串なり、故に岡の名とせるなり、この大串の夜を下りて、[illegible]崎村の下居明神の社地に倚よ、今も[illegible]、近里父老亦大人の事跡を傳へて、上古大串に[illegible]、この岡にいりうたげして、足を東海の水に洗ひ[illegible]、其餘傳説する所、粗風土記に似たり、[illegible]を傳ふと云ふ可し、又奥州にも相似せることあり、仙臺風土記曰「[illegible]具郡金山郷大内村、[illegible]猿山、大山邑、[illegible]、[illegible]仙、常愛老[illegible]、[illegible]、山中[illegible]、其[illegible]、[illegible]山頭遊觀、亦不知年、又好食貝子、[illegible]於山中、而提貝子于海濱、[illegible]其子、[illegible]殼于[illegible]、[illegible]積累之、[illegible]殼朽貝、堆如丘、郷中呼[illegible]、[illegible]日貝塚、今爲農家、[illegible]」となり、大に相似たる傳へなり、行なはれの音に轉訛せしと云へるは、東国の音常之和の音[illegible]なり。

○今按、古風土記に巨人の傳説の遺れるは、[illegible]史村と書ふべし、[illegible]拜、或は石器時代人骨も、[illegible]、恐らくは同[illegible]に[illegible]、蝦夷以前の[illegible]、[illegible]昔古老の日高に[illegible]、[illegible]一二[illegible]、其事[illegible]を考ふるに、[illegible]一古在[illegible]、[illegible]日都[illegible]、又日夜[illegible]、山之佐伯、野之佐伯、普置[illegible]、[illegible]居穴、[illegible]、又[illegible]、[illegible]蝦夷」などと[illegible]に北[illegible]、この大[illegible]の[illegible]ある人こ、[illegible]、[illegible]きたる[illegible]、[illegible]、[illegible]其食[illegible]人は巨人にてありしと云ふ[illegible]、[illegible]く、是れ往昔[illegible]の、[illegible]、[illegible]間に行はれたる傳説[illegible]、其[illegible]に大[illegible]、○人[illegible]、古[illegible]土記、[illegible]、今日[illegible]、[illegible]内野[illegible]土記[illegible]、[illegible]、[illegible]昔、[illegible]也」[illegible]は、信[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]なり。石[illegible]、河内と[illegible]間[illegible]。

（[illegible]）[illegible]南岸[illegible]。

新志[illegible]云、東[illegible]なる大人の[illegible]について[illegible]人の[illegible]、古へ[illegible]、大なる人あり、[illegible]沼より[illegible]、[illegible]まで、一里[illegible]の間を、只一歩に[illegible]、[illegible]、[illegible]、これ風土記[illegible]傳へ來しものなるべし、[illegible]、[illegible]、[illegible]と[illegible]、思合すべし[illegible]。今按、大大[illegible]の[illegible]は、[illegible]の代[illegible]。

野碓氷郡の射抜岩等に參考すべし。

平戸（[illegible]）今[illegible]、[illegible]、[illegible]に[illegible]、[illegible]の中に在り。平戸は、[illegible]土記、[illegible]に平津驛と[illegible]。此驛家は、涸沼川を東へ、[illegible]濱に至れる[illegible]なりと想はるも、[illegible]に[illegible]、其始末を知らず。宮本氏、中山氏の[illegible]、信け[illegible]、是れ、[illegible]を經由して、奥州に入る大路にあらず[illegible]、今[illegible]、[illegible]郡大[illegible]の[illegible]、[illegible]橋より、[illegible]川に[illegible]、[illegible]濱、往來す、又平貞[illegible]の宅址とつたふるものあり。[illegible]神[illegible]數[illegible]に、吉田郡平戸十一丁一段と[illegible]す。

常陸國吉田郡、平戸郷、[illegible]村内、平戸中[illegible]少[illegible]事、如元所[illegible]、[illegible]、可[illegible]之狀、如件、

[illegible]永八年四月四日　花押）[illegible]川[illegible]

石河左近將監入道[illegible]　（石川文書）

[illegible]（宮下）今下大野村の大字にして、平戸の西、大串の間の東とす。[illegible]、[illegible]下居明神、長福寺等[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]に[illegible]、在所中[illegible]また[illegible]、[illegible]、[illegible]下[illegible]一と見え、下居は今の同[illegible]に[illegible]、吉田[illegible]の中に、[illegible]、[illegible]分[illegible]、一町[illegible]段代[illegible]六十[illegible]、[illegible]内[illegible]、[illegible]五十六[illegible]餘、此外[illegible]川[illegible]云々

長福寺（チヤウフクジ）新志云、[illegible]長福寺は眞言宗、往古は水戸城江戸氏の時の十[illegible]寺の一なり、開山[illegible]、[illegible]村松虚空藏堂[illegible]、[illegible]、[illegible]三千佛の[illegible]を拜受すと、曼荼羅に[illegible]三年甲申八月とあり、今に[illegible]す、又[illegible]傳[illegible]に、[illegible]二年二月[illegible]とあり、是[illegible]建立[illegible]年[illegible]なり、所[illegible]文書云「[illegible]長[illegible]寺田[illegible]事、右田者、常陸國吉田郡[illegible]村内、吉田大[illegible]、[illegible]とし[illegible]、云々、[illegible]七年[illegible]八月[illegible]城主た

[illegible]し時は、當寺領永樂廿貫文、佐竹氏水戸に移り、文[illegible]地の寺領を失ふ。

下大野 今下大野村といひ、小泉、川又、平戸等をも合す、那珂川の右邊[illegible]にして、水戸下市[illegible]より[illegible]は、[illegible]、小泉の[illegible]淺といふ、湊町へ半里、下市へ一里半。

[illegible]吉田社、[illegible]元年田在家の[illegible]、[illegible]大野[illegible]と見えたり、又石川家幹の八男(光幹)は「八郎、大野、大泉、小泉、前野、蛭町、田谷」等の先祖たる由、同文書中に見え、[illegible]、[illegible]、同[illegible]元年、[illegible]の大[illegible]、(石川[illegible]記)[illegible]、天長中の人(吉田文書) 並皆其裔也。

芳賀郷 和名抄、那珂郡芳賀郷。○今詳ならず、或は[illegible]の西北なる東前、上大野、吉沼等の地かといへり。

[illegible]云、今[illegible]城[illegible]の[illegible]を、芳賀[illegible]、[illegible]ふるは、是れ芳賀の[illegible]にして、[illegible]其[illegible]なる[illegible]

栗崎 今稲荷村の大字なれど、大串の西にして、酒戸、上大野等に隣接す、水戸下市の東南一里。

新志云、栗崎は中世恒富郷の中なりしこと、暦應中の公田注文に見ゆるごとし、[illegible]、今[illegible]先[illegible]と稱し、[illegible]、中世佐竹[illegible]、戸村八[illegible]が長子[illegible]、[illegible]の時に、[illegible]を[illegible]して修驗者となる、これより子孫相續して、代々年行事を[illegible]、[illegible]の代に至て、[illegible]元年、水戸義公、[illegible]院[illegible]に請て、[illegible]將軍の[illegible]、[illegible]の大先達に[illegible]せられ、[illegible]、[illegible]、[illegible]す、是より日本大先達二十八人の其一員となして、新治[illegible]、[illegible]、[illegible]の山代の[illegible]を[illegible]せらる、又久慈郡入四間權現の別當を兼ね、云々。○石川家幹の[illegible]子、[illegible]、栗崎九郎と稱し、其地頭たり、後見

[illegible]の[illegible]、更に石川[illegible]と稱す、其子[illegible]、[illegible]地頭たり(吉田[illegible])大[illegible]門[illegible]、建長中の人、吉田文書」其[illegible]、[illegible]、[illegible]の子を六郎[illegible]、稱す、[illegible]の子、[illegible]、[illegible]門[illegible]す、[illegible]先名[illegible]たり、建長中の人[illegible]

佛性寺 今[illegible]に在り、天台[illegible]の古刹[illegible]、[illegible]、水戸沿[illegible]氏の[illegible]、[illegible]、[illegible]の内、北方の心柱に「權大僧都法印尊賢、願主佛性寺六代之時建立、當時之住、立原大藏丞平幹貞、[illegible]見」と云々とあ[illegible]、今は[illegible]なけ[illegible]、[illegible]しと、[illegible]の柱にも文字あり、もとこの二柱の方は、須彌壇なりしを、義公の命ありて、今のさまに造りなしたりと、凡木當柱なる文字、今讀むべきもの猶多し、一には「立原伊豆守政幹、[illegible]見、天正十三年、乙酉[illegible]月」一には「天正十三年[illegible]月、かきたひくはん、いさへ[illegible]、[illegible]の[illegible]かたみとなれやふでのあとわれはいつくのうらにすむとも」一には「天正十三年三月十六日、[illegible]へらんかたみの[illegible]」一には「寛永八年辛未、[illegible]之、其年十九歳」とありて、この外、[illegible]

[illegible]、[illegible]年[illegible]なき[illegible]

六反田 今[illegible]の大字にて、[illegible]の西に接し、[illegible]吉田[illegible]、[illegible]、[illegible]と一[illegible]、[illegible]に見ゆ、六[illegible]と[illegible]、[illegible]、此堂に中古の過去[illegible]、凡く水戸彰考館の採訪に遇ひ、史料に供用せられたり。

六藏寺 六反田の地藏堂にして、眞言宗、倶胝山と稱し、[illegible]在 ○常陸[illegible]云、[illegible]、[illegible]倶胝山六地藏寺、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]在於其地也、[illegible]之、[illegible]、心[illegible]之書也、[illegible]、[illegible]也、[illegible]公[illegible]書[illegible]、[illegible]、[illegible]書、[illegible]二記大藏、[illegible]記、心[illegible]記、心[illegible]鈔、人

上大野 [illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]等をも合せて、上大野村と云ふ。下大野の西にして、水戸下市の東郊とす。那珂川の右邊にして、栗[illegible]、六[illegible]

濱田 今[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]子讓狀に「正作田佐町、内一丁濱田」とあり、又吉田祭[illegible]

細谷 今[illegible]、[illegible]、[illegible]の中に、

[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]永六年、[illegible]、寛武四[illegible]、[illegible]たり[illegible]、[illegible]を神勢館に放つ、烈公奮武の遺志も、久しからずして亡びぬ、憾むべし。

濾井 今[illegible]の大字[illegible]、[illegible]領、信太尻村、濾江五反」とあれば、今の濾井は、いにしへ信太尻村といへるが如し。

常陸國吉田社、田所成恒申、常陸國吉田郡内、信太[illegible]、訴狀遣之、不日可令參決之狀、依仰執達如件、

建長八年八月十七日(連署)

(信太尻)

吉沼 今上大野村の大字[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]「[illegible]、[illegible]、[illegible]」とみえ、[illegible]、其[illegible]

邊をも大野郷と云ひしと見えたり。〔新志〕猶云、吉沼の福寿院、往古水戸十ヶ寺の内にて、城下[illegible]町に[illegible]（濱田村の地）[illegible]、[illegible]、本尊千手観音は秘佛にて、前立に銘あり「大永[illegible]四十一月廿八日、[illegible]之、且那夫弥肥前守常[illegible]沙彌、[illegible]道[illegible]居士」と刻す、何人か知らず、元禄四年、同所に徙て吉沼と称ふ、[illegible]地もと光明山観音院の舊跡なり。〔水戸温故録〕按云、天和、貞享より、[illegible]保比まで、[illegible]八幡[illegible]「[illegible]」「入四間本地」[illegible]など、村山左近大[illegible]にて、外記[illegible]しが流行せず、一[illegible]、入四間本地を[illegible]、入四間由常[illegible]の大日を造りて[illegible]、其施主は[illegible]石[illegible]門、江戸[illegible]村山左近大[illegible]等なり、[illegible]石[illegible]門の[illegible]、下町に居[illegible]賜はり、且入[illegible]、[illegible]十八[illegible]れば、[illegible]等の[illegible]と[illegible]へたり、元和中[illegible]いふことといふなり。

石崎 イシザキ

今石崎村と云ふ、大塚の[illegible]、[illegible]、北岸に居る。[illegible]に分れ、上中下を[illegible]、[illegible]つ、水戸下市の南一里半、中世には石崎保と云ひ、吉田[illegible]見えり、石崎に[illegible]。

上石崎は、[illegible]の東南一里にして、[illegible]の[illegible]に注ぐ[illegible]にまた[illegible]、[illegible]と呼ばる。[illegible]竜[illegible]して、世に[illegible]「[illegible]」[illegible]。

吉田社文書、[illegible]三年八月、[illegible]「可早任[illegible]令京済、[illegible]吉田[illegible]、[illegible]保[illegible]事、石井[illegible]、[illegible]、可令京済之由、[illegible]然則早可令[illegible]其旨」と[illegible]、[illegible]人の[illegible]、[illegible]勘文に[illegible]なく、[illegible]田文、石崎三十[illegible]、[illegible]字なく、[illegible]は石川[illegible]、石崎[illegible]なりしが、佐竹[illegible]、[illegible]年[illegible]には、小田[illegible]の女、小[illegible]田[illegible]より吉田郡石崎保と[illegible]ば、其頃は佐竹氏の[illegible]行分なりき。

長岡 ナガヲカ

（[illegible]田前）

水戸[illegible]の[illegible]、上下[illegible]両市に[illegible]各二里、石岡へ五里、今[illegible]の小[illegible]、谷田部、前田、大戸等を合せ、長岡村と云ふ。

[illegible]紀[illegible]安政七年[illegible]、其[illegible]既[illegible]公、[illegible]公[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、金子、高[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、金子、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、金子[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、三月[illegible]。

小鶴

[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]。

[illegible]六十[illegible]人[illegible]死、[illegible]其死者百[illegible]人、[illegible][illegible]石京進[illegible]死〔[illegible]引〕

馬渡 マワタリ

今長岡村の小字とす、[illegible]田門[illegible]名の[illegible]に、[illegible]、吉田、馬渡、小[illegible]、[illegible]なと見ゆるは[illegible]。

大戸 オホト

今長岡村の小字にて、[illegible]の西北半里、[illegible]の[illegible]、大戸原の名あり。

大戸、長岡[illegible]の地名は、建保二年の[illegible]に見ゆ、〔吉田文書〕吉田[illegible]の[illegible]、[illegible]、吉田[illegible]と[illegible]し、大戸に[illegible]、〔[illegible]記〕[illegible]と云ふ[illegible]、大戸[illegible]と[illegible]す、元徳元年、[illegible]とす。〔大使役記〕、〔石[illegible]記〕應永[illegible]、[illegible]一、〔大戸[illegible]記〕（[illegible]常[illegible]に、其内[illegible]、大戸[illegible]ありと云へり、[illegible]。

八部郷 ヤヘ

[illegible]、[illegible]八部[illegible]、[illegible]長[illegible]村に大字谷田部[illegible]、[illegible]石[illegible]へわたり、古[illegible]八部[illegible]、[illegible]、[illegible]谷田部に[illegible]。

八部[illegible]、[illegible]の[illegible]にて、又矢田部[illegible]作られたり。常[illegible]、[illegible]共に矢田部氏の[illegible]る、中世には、吉田の[illegible]に[illegible]、又谷田部氏を[illegible]。

千束原 センゾクハラ

（[illegible]谷田部）

長岡の東にして、吉田の南なる曠野をいふ、〔[illegible]〕[illegible]、天保十一年追鳥狩記云、水戸城南、有千束原、[illegible]十里、[illegible]、[illegible]山四[illegible]、東[illegible]、西[illegible]。[illegible]、[illegible]内[illegible]、今[illegible]、我[illegible]公[illegible]、[illegible]、[illegible]、其三月廿六日、大[illegible]、[illegible]甲[illegible]兵、如[illegible]、[illegible]、[illegible]十[illegible]、[illegible]兵[illegible]、今[illegible]北[illegible]、[illegible]、[illegible]士[illegible]、[illegible]、背[illegible]、[illegible]一[illegible]之[illegible]、[illegible]其[illegible]紅[illegible]、[illegible]、[illegible]

蓬、前軍匹千騎、後軍未出城、前後相去數十里、將門襲風、翳甲映日、淺野彌山、及午後軍悉集、互立陣之地、公下馬脱冑、頂烏帽披錦袍、上樓望見、目擊後軍、乃搗鼓下令、衆喊齊作、乃命較兵戰、其氣頗銳、人心震慄、貫聲發空、中令行方、竟令銳手定陷、當于時前不敵、以張威武、軍衆作賞、因收兵屯於原上、明者令守擁之、走者令往奪撥之、賊首勞乍、一從自己辛所役、衆首尾皆數敵、行人驟馬飛旋、將士四散、偷裡戰場、又命運之大破、令四隅各當敵營、由益危窮、是時陣風驟至、淺深火巳、鉄甲空撃、先登頂纓如電、所以破害、誠行太守之露章云、賊首重日晡、戴上卒、兵會樓下、賜酒、公親試和歌、諸軍皆亦陰其留春眠之意、(公詠日、散ノテ之ミセン花ノ陰彌生堂ノ子ムリリ一二)闔者皆日、自元和止戈、至今二百有餘年、始見甲士行戈。

吉田鄉（ヨシダ）

和名抄、那珂郡吉田郷。今東茨城郡吉田村、酒門村、及び水戸下市にあたるごとし、芳賀郡の西、常石郷の東にして、北は那珂川に至り、南は八部郷に至る。中世、那郡の地にあたり、廣く吉部の吉田郷里なる総稱し、或は吉田郡の稱ありしことあり。吉田郡蕃囲之詞と云ふは、吉く將門記に見え、東寅、建暦二年の條には、常陸國吉田庄とあり。藥王院、安貞二年、吉田社領檢注目錄には、吉田、酒戸、河崎、細谷、吉沼、山本など鄉名を擧げたり、六地藏寺過去帳には、吉田鄉と云ひ、藥王院文書には吉常ともあり。此鄉は、多氣重幹の三男、吉田次郎清幹、地頭として之を知行し、一族數多にわかれたり。(新志云、大掾國香より八世の孫、吉田清幹、三男一女、長盛幹は吉田郡を管して、吉田太郎と稱す、次は忠幹、行方を管し、行方四郎と稱す、行方諸氏の祖なり、次は成幹、鹿島郡を管し、鹿島郡に居る、鹿島三郎と稱す、鹿島諸氏の祖なり、(常陸志、系圖)女は源義業に嫁して、佐竹昌義を生めり、盛幹に子あり、長は吉田(後に一木に作るはとらず)吉田太郎と稱す、子孫或は矢田と稱す、矢田部、馬場、前田、上野、平賀、白方、多良崎、寺家、市毛、武田、堀口、石川、平、道理山、那珂(佐竹の祖)諸氏なり、次は家幹、吉田次郎と稱す、源頼朝奥州の役、一門と共に行き之に從ふ、其第十男女あり、長は盛時、(吉田太郎と稱す、下戸、河崎、島田の祖なり、次は成幹、馬場次郎と稱す、又小次郎と云ふ、(小次郎は前にもあり)次は秀幹、島田三郎と稱す、子孫なし、今吉田村西に在て之を祭り三郎天神と稱す、次は國幹、常葉四郎と稱し、次は武幹、山本五郎と稱す、次は高幹、額田六郎と稱す、次は石川七郎、聖道と號て禪師坊と云ふ、石崎の地頭となる、次は光幹、大野八郎と稱す、次は宗幹、石川九郎と稱す、恒富郷の地頭となる、次は泰幹、山本十郎と稱す、兄武幹の養子となり、吉田山本兩家の地頭となる、山本の祖也、(略)

中世、吉田郡といへる境域を按ふに、吉田社、元亨神宮目錄に「吉田九村、吉田千波村、吉田郡備澤」、「王藤、應永九年、大舎人恒成寄進狀に「吉田郡内阿佐村」(今渋井)と云ふ、吉田社の寄元四年、大舎人常恒讓狀には「吉田社極境現名田、信田見村、田島在家」とありて、注に「濱田勸田六段、澁江五段、酒戸二段、西裝間二段、良地四段、宮後五段」との字所あり、今信田見なし、延慶二年狀に吉田郡淺原村あり、其他、千波、澁澤、阿佐、信田見、淺原五村は其目知るべし、其他四村は、今吉澤、[illegible]澤、吉崎等の地あれども、其名は傳はらず、此九村に、安貞二年檢注の古名を合せて、古郷の地と見えたり

吉田（ヨシダ）

今吉田村と云ひ、吉澤、[illegible]澤、東野等を合す。水戸下市の南に連なりし、[illegible]を吉[illegible]、吉ふ所の吉田郡吉田郷の本據にして、吉田古宿ともいへる地なり、近世、下市寺院の地、大工町、寄町は市内へ編入す。吉田神社あり、[illegible]天慶三年維幾[illegible]狀に[illegible]北[illegible]、吉田[illegible]吉田社領」とありて、[illegible]領を「吉田庄」ともいへり、[illegible]田文に、吉田[illegible]百五十八丁六段半

多氣[illegible]、次郎と稱し、吉田[illegible]に居る、[illegible]て[illegible]、其[illegible]、太郎と稱す、其子幹清、[illegible]あり、[illegible]、又[illegible]、[illegible]朝あり、[illegible]幹吉田太郎と稱す、其子有幹あり、(系圖)又太郎と稱す、[石川系圖][illegible]ならず、蓋吉田氏[illegible]世以後、[illegible]力[illegible]、[illegible]にして、纔に其訓を存するのみ、[illegible]なりし、鹿島大[illegible]も、石川氏大掾家に從すと云ふ[illegible]、吉田[illegible]常照寺[illegible]、臨[illegible]の禪院にて、近世、寺田百石に[illegible]られたり。

吉田神社（ヨシダ）

今吉田村[illegible]南に在り、吉宿の上にして、水戸下市の[illegible]、[illegible]那珂郡の名神大社にして、[illegible]神宮[illegible]、吉[illegible]を傳へ、最[illegible]吉の[illegible]り[illegible]祭神は、日本武尊と說かるゝも「[illegible]、大日本史」同[illegible]

[illegible]、吉田[illegible]は、[illegible]傳ふ[illegible]、且[illegible]と[illegible]、[illegible]田社の[illegible]に從ひたる歟、[illegible]三宮[illegible]三宮、[illegible]田[illegible]」と見えたり、文德實錄「元慶二年、授[illegible]四位上勳八等吉田神、正四位下」日本紀略「寬平九年、常陸國吉田社、授位一階」本社所載、延暦三年[illegible]官下文には「[illegible]、[illegible]勅願、寄加封戸、令增神位」と見えたり、又社家文書を按ずるに、[illegible]社職は吉[illegible]氏、後小槻氏、今は田所[illegible]にて、大舎人部姓なり、[illegible]葉集、天平[illegible]年、[illegible]賀郡上丁大舎人部千文あれば、[illegible]部の[illegible]なり、吉[illegible]部は[illegible]入彦[illegible]出て、[illegible]野[illegible]など[illegible]たり

[illegible]志云、[illegible]、概は吉[illegible]氏なりしと見ゆ、但この氏は、[illegible]內の宿[illegible]にておりしならん、其

[illegible]、この門人、[illegible]吉田神宮の社司となれり、吉田社に於ける、寛治四年の文書に、宮司正六位上吉大伴某、大化に舎人等とあり、世々この社司たりしが、長承中に至て停止せられしと見えて、永安二年の留守所に、國府の文を引て「吉田社寄人等、當社者以吉大伴氏爲禰宜、[illegible]社[illegible]、[illegible]、人好[illegible]、吉田宮人、寛[illegible]法[illegible]後、[illegible]、[illegible]有禰宜[illegible]、因之大長家之比、有其故、以當社々務、付常陸大掾少[illegible]、[illegible]也、其後相傳[illegible]行」云々と見えたり、これらに依れば、吉美侯氏いかゞなりけん、詳ならず。

(朝日山)

吉田の神境を、朝日山と呼ぶ、男體山の下に引ける、
高麗文書に、朝日山といふは何處にや、其名なり。新志補云、吉田社は、朝日山[illegible]、相傳ふ、日本この常陸を過ぎ去ふ時、[illegible]の朝日山に真ごせけるを以て、社を建て[illegible]、(古圖)吉田[illegible]、落剥にいふ[illegible]日にあること、未[illegible]見へたるこ吉田[illegible]、武安[illegible]、[illegible]一[illegible]、[illegible]國神氏人、[illegible]、八百[illegible]、[illegible]下地者、[illegible]、今[illegible]也　云々　寛治四年、[illegible]鏡倉在[illegible]、八百三十年を經たる、又安二十、社して代々[illegible]、[illegible]宮の從[illegible]、[illegible]謀ある、本社に之を[illegible]、左大史小槻[illegible]、[illegible]、吉大伴氏に代て事を行はしむ、[illegible]司に[illegible]して、吉田[illegible]、當社は國内第三之[illegible]、[illegible]也、神社を造營し、[illegible]、是に因て、神[illegible]、吉田[illegible]、[illegible]而るに、建久[illegible]後、廿[illegible]、[illegible]已に傾き、早く[illegible]、[illegible]、中に於て、一宮鹿島神は、今年已に[illegible]なるべし、當社[illegible]て造營する者なき也、早く先例に任せて造營あるべし、且

當社四月祭料は、其内[illegible]より奉るべきを、公文等對捍を致すを以て、神事皆[illegible]に違へり、宜く東部公文優宣法師の身を京都に召上せて、宮物對捍の罪を正すべしと、今皆語に[illegible]、文永二年、大舎人忠頼を以て、本社の田所職とし、社領[illegible]戸、吉沢、河崎等の[illegible]を管らしむ、(吉田文書) 其後社領[illegible]多く、[illegible]元年に至て、百五十八町六段の神田あり、[illegible]大田文、田所とは神[illegible]の田地[illegible]、今の[illegible]田[illegible]也、「吉田[illegible]元年、[illegible]を下し[illegible]、寛文八年、源義公亦崇敬あり、本殿、拜殿、[illegible]、神樂所、鳥居、石階等を[illegible]、日月の額、四神の[illegible]、種々の神寶、及び吉田神社の社印を[illegible]て之を[illegible]、是より藩主代々の崇敬殊に異なり、[illegible]、[illegible]は、本社の東南[illegible]村にあり、[illegible]、[illegible]、合て[illegible]とす、(吉田[illegible]) 寛治四年、[illegible]、[illegible]年、[illegible]入[illegible]、[illegible]小吉田[illegible]、[illegible]、[illegible]宮、[illegible]、[illegible]宮、[illegible]、八[illegible]。吉田之[illegible]

常陸國吉田[illegible]、田[illegible]、[illegible]、天下[illegible]、[illegible]、可[illegible]、[illegible]力、[illegible]、[illegible]也、[illegible]之後、可有[illegible]也、[illegible]、常陸中[illegible]、[illegible]

寛治四年[illegible]月[illegible]日　[illegible](花押)

[illegible]

[illegible]

藥王院（ヤクワウヰン） 吉田社の南に在り、[illegible]寺にして、近世は、八宿[illegible]、[illegible]たり、

藥王院、在[illegible]、　　　　[illegible]

老龍臥白雲横、萬斛香風[illegible]清、[illegible]花影移、
魚鱗點地[illegible]、枝頭紛[illegible]分色、[illegible]上[illegible]有[illegible]、
假[illegible]人間[illegible]、琉璃世界[illegible]、

水府[illegible]故[illegible]云、吉田藥王院は、三門を入りて右に[illegible]あり、右に小橋を設けて[illegible]才天、左に山王社、鐘樓、後に銅葺の[illegible]あり、其傍に法花堂と稱する一宇あり、藥師堂七間四面、本尊は往古よりの秘佛なり、大永年間、城主江戸但馬守通泰、自筆の一札に一宇堂の事、[illegible]七間に可被相定候、向後の寄[illegible]上[illegible]の儀、[illegible]召候[illegible]、[illegible]御[illegible]候、雖然、我[illegible]名代、致相續候は人者、[illegible]奉存別心候、[illegible]子に可被相任候[illegible]年入佛以來、二百五十有七年なり、往時は此堂南面にして、馬場も今の[illegible]の出はづれの方に向ひ、[illegible]なりしと也、今の如く[illegible]向きに引直せし年暦は詳ならず、然れとも、此[illegible]の十間なりしは、[illegible]公の[illegible]分也といふ。

[illegible]、近衛北[illegible]、常陸國吉田社[illegible]、[illegible]
[illegible]、[illegible]宮寺、別當[illegible]少[illegible]、相[illegible]當[illegible]、
[illegible]分、山木[illegible]年貢、及[illegible]事、
右當寺者、本所一圓[illegible]進止之處、假[illegible]人之[illegible]、不國[illegible]府之間、[illegible]申之、依[illegible]公[illegible]府[illegible]、[illegible]之上者、非本所[illegible]進止之由、[illegible]之間、[illegible]一問答、[illegible]之[illegible]、任先[illegible]、[illegible]年[illegible]、可[illegible]之由、依[illegible]、[illegible]者也、[illegible]、[illegible]年貢、[illegible]五年以[illegible]事、[illegible]之、致[illegible]之由、[illegible]、及[illegible]事、可[illegible]之旨、[illegible]上者、[illegible]寺[illegible]狀、[illegible]不法[illegible]、立還[illegible]、可申子細者也、仍[illegible]之狀、如件、

元徳三年九月廿四日　　[illegible](花押)

常陸國[illegible]事、[illegible]北野社之間、[illegible]、
當國吉田神宮寺別當職事者、自往古公家武家[illegible]

臨終、[illegible]、不可有子細之[illegible]、仍[illegible]如件、

慶長三年九月廿日　[illegible]法印判（花押）

[illegible]

一[illegible]、門跡[illegible]、[illegible]、堅

[illegible]名[illegible]、[illegible]

元和[illegible]年十月七日　[illegible]（花押）

吉田山[illegible]

「[illegible]、江戸[illegible]、[illegible]

[illegible]

九月[illegible]日　[illegible]（花押）

吉田山　[illegible]寺　[illegible]寺　[illegible]寺
[illegible]寺　[illegible]寺　西[illegible]寺　[illegible]寺
[illegible]寺　観音寺　[illegible]

吉田村に、[illegible]院の[illegible]に、清[illegible]寺あり、[illegible]、江戸但馬守[illegible]の[illegible]、[illegible]田小野[illegible]氏（[illegible]）の末裔に、[illegible]山[illegible]に入る。

藤柄（フヂガラ）

吉田[illegible]の北、[illegible]にて、今[illegible]柄町といふ。[illegible]ふ吉田宮[illegible]に至る坂を、[illegible]坂、又[illegible]坂と[illegible]を、[illegible]坂と改め、後又は[illegible]坂とも云へり。此地は吉田村[illegible]内にて、寛文年中まで[illegible]と云ひ[illegible]へたり、されど、藤柄の名は、[illegible]六年の文書に見え、[illegible]名なり、後下市の[illegible]内に[illegible]。

古[illegible]云、[illegible]、吉田宮の[illegible]の[illegible]といふ、[illegible]の[illegible]は[illegible]、[illegible]の[illegible]中にあり、[illegible]墳上に[illegible]、丹波[illegible]といふ、[illegible]中に[illegible]、[illegible]を[illegible]するもの[illegible]といふ、[illegible]守と[illegible]、[illegible]となり、[illegible]七年[illegible]を[illegible]、[illegible]こゝに[illegible]せらる。

元治元年七月、筑波山[illegible]の[illegible]、下[illegible]に[illegible]、[illegible]水戸に[illegible]、[illegible]ある[illegible]、[illegible]を一[illegible]、[illegible]日、[illegible]は小[illegible]に[illegible]、水戸に向ふ、二十[illegible]、吉田[illegible]に[illegible]、藤柄[illegible]に[illegible]す。[illegible]門[illegible]、[illegible]吉田[illegible]江戸[illegible]。

[illegible]、筑波山[illegible]にも可[illegible]之[illegible]、此[illegible]藤柄[illegible]、[illegible]に分れ[illegible]、[illegible]人[illegible]名[illegible]

[illegible]、[illegible]町、[illegible]

十月二十六日　[illegible]

酒門（サカド）

今[illegible]、[illegible]、[illegible]は下市に[illegible]す

酒門は[illegible]、[illegible]三年、吉田[illegible]に[illegible]、[illegible]三丁七[illegible]、十二丁[illegible]、[illegible]三年、[illegible]丁一[illegible]、[illegible]吉田[illegible]の[illegible]に、[illegible]、末[illegible]に[illegible]、水戸[illegible]、[illegible]にて土地[illegible]、[illegible]を[illegible]、[illegible]の[illegible]中にあり[illegible]、[illegible]の宅地となり、[illegible]門[illegible]

（田谷）（戸坂）

善重寺

[illegible]の[illegible]人[illegible]、高[illegible]人、[illegible]川の[illegible]、十二[illegible]に[illegible]、宝永の記、[illegible]谷[illegible]、[illegible]門、[illegible]とて、[illegible]なり[illegible]、[illegible]において[illegible]、[illegible]十[illegible]、[illegible]、今の[illegible]水戸に[illegible]といふ、[illegible]

志補云、[illegible]寺、[illegible]、[illegible]往寺、善念坊、那珂郡
門部村に於て開基す、其こ後廃して廃絶せしを、天
正十四年、[illegible]之を水戸城下[illegible]町の地に再興す、
元和二年、上寺町に移し、後又今地に移せり。

石川(イシカハ)

今酒門村の大字にて、其南偏[illegible]吉田[illegible]の[illegible]、
実幹、[illegible]と称す、其子[illegible]、[illegible]と称す、[illegible]田
に居れり、[illegible]あり、[illegible]
[illegible]し、其[illegible]、[illegible]、石川[illegible]
称す、[illegible]と称す、父[illegible]
幹より[illegible]十七年、石川
弾正忠あり、[illegible]、吉田[illegible]、
誌、[illegible]二年、吉田[illegible]に
は、

吉田[illegible]内
[illegible]
八[illegible]
[illegible]十一丁[illegible]、
[illegible]、但[illegible]東代、[illegible]には一
丁六反、

なし[illegible]、[illegible]
丁[illegible]、吉田[illegible]吉田[illegible]
知る、[illegible]
宮中、石川[illegible]、[illegible]
(元禄十四年)に、

常葉[illegible]、[illegible]
郎[illegible]也、云々、[illegible]
垂迹、[illegible]云々、

水戸(ミト)

今水戸市、人口三萬[illegible]、其[illegible]中央にし、東
西の二區に分れ、[illegible]を上市、又[illegible]市と云ひ、
東區を下町、又下市と云ふ、[illegible]の台[illegible]を占
め、[illegible]として、東西[illegible]十町に[illegible]、[illegible]間に
散在す。[illegible]停車場は、上市の南[illegible]に在り、東
京八十九哩、小山[illegible]、[illegible]
有志補云、水府[illegible]に據る[illegible]大掾氏の此地に據る
や、士人を經て邸宅を與へ、商賈を招き、市廛を開く、
水戸の[illegible]こゝに[illegible]る、大掾[illegible]江戸氏之に代り、
江戸氏[illegible]、佐竹氏[illegible]、[illegible]城市を[illegible]
む、[illegible]出羽に[illegible]るに[illegible]、[illegible]
一の都邑となる、[illegible]二となし、西を上町
[illegible]と云ひ、[illegible]町と云ふ、[illegible]、北く
[illegible]、[illegible]、西は[illegible]
[illegible]、中[illegible]、[illegible]上町下町の分
界を[illegible]、[illegible]、元和[illegible]以後
に在り、[illegible]氏の[illegible]百年、[illegible]
[illegible]、[illegible]市街、[illegible]
[illegible]中間に、[illegible]
[illegible]

(浮)

浮村なりし證は、吉田社文書の[illegible]に「[illegible]、浮那、
田地在所、[illegible]」とあり、又「水戸宮、[illegible]、田地在所、
[illegible]」とあり、[illegible]宮は今の七[illegible]なる[illegible]の事
にて、[illegible]寺口の外なる橋の傍に在り、水戸宮は
今の浄光寺[illegible]の内にありし[illegible]、[illegible]、此地を浮
云ひしことは分明なり、[illegible]、[illegible]
門を出て、少し右の方より、此邊に[illegible]と称す[illegible]
なる浮橋までの間、[illegible]に付たる路次を、浮[illegible]と[illegible]、
又浮木[illegible]と云も、古名の遺れるなり、[illegible]、浮の名
を[illegible]、[illegible]の地[illegible]、[illegible]
[illegible]、古[illegible]、[illegible]の地のみ、
[illegible]、[illegible]と[illegible]、吉[illegible]
[illegible]ことなす[illegible]、常陸、下[illegible]
[illegible]、[illegible]、隠[illegible]、こと
な[illegible]、吉田文[illegible]、[illegible]三年、[illegible]
の下[illegible]には、吉田[illegible]とあり、大掾氏の時、こゝ
[illegible]馬場と[illegible]、もと水戸[illegible]の馬場より出たる名
と見ゆれば、又水戸[illegible]と云へしなるし、されど古
[illegible]、今の[illegible]の名とたるにはあらで、只居舘の名
[illegible]、[illegible]、且大掾家は、
[illegible]の[illegible]、[illegible]、こゝに居宅なりし、別
[illegible]にてありしと見えたり、江戸[illegible]の地を[illegible]
至て、[illegible]の[illegible]、又云、本丸中御門の財木
の内[illegible]応永廿[illegible]と[illegible]の銘あり、[illegible]年、
此門[illegible]世に[illegible]
[illegible]、既に[illegible]城[illegible]、水戸城と名づけし[illegible]な
し、[illegible]の名にはならざりしなり、江戸通房、この地
を領するに至て、[illegible]となる、[illegible]
正[illegible]札に「水戸七郎」とあり、又和光院[illegible]
正[illegible]、水戸[illegible]寺[illegible]、大[illegible]房」とあり、[illegible]
一帯の名となりしこと見つべし、この年代記は、[illegible]

等に[illegible]書附せし[illegible]にて、[illegible]たるものなり。
「吉田定書、寛[illegible]貞享のものに、
字乾[illegible]分田二十五丁九反大　　内除九丁七反小御田人
畝同
右一反田畝十中九升五合　[illegible]百十石文
此田畝は十[illegible]百文は上[illegible]、畝九升五合[illegible]十五文は
政所田地二人分給、惣合一反別、百文になさる、
又下町と云ひ、水戸[illegible]三大町分の一にし、

下市（シモイチ）

今邑の東方を指す、北は那珂川、[illegible]、及千波湖、
南は吉田村、東は下大野、[illegible]に在り、東
茨城郡役所は、下市の[illegible]町に在り、主管の市街を田
町、又本町と云ひ、一丁目より九丁目に至る
[illegible]是首、其源出于水戸城吉田[illegible]笠原不動坂、下有
[illegible]本、水自龍[illegible]、坂之左右、有泉四穴、
匯而合一、[illegible]之、水由湖中行、逶迤東北、
[illegible]十街之市　所在[illegible]川汲、萬日之民、
朝夕資以飲食焉、昔我君威公、始封水戸、水戸之内地、
南接[illegible]、北踞河江、左濱田、右常葉、其地勢西高南
東下、[illegible]中、大[illegible]、[illegible]洞、[illegible]濱田之田、
以潤[illegible]里、[illegible]之民[illegible]、以[illegible]、[illegible]之田町、
民[illegible]市吉田[illegible]、[illegible]、南[illegible]
[illegible]引吉田之池
水、以[illegible]民食、[illegible]公[illegible]封[illegible]
大有仁政、寛文二年、[illegible]、時有下[illegible]人
平賀保[illegible]、[illegible]公聽之、未及[illegible]職、
[illegible]公薨、[illegible]、乃[illegible]之地、有
[illegible]之也、[illegible]
[illegible]
七[illegible]街之間、[illegible]之處、則[illegible]之、
[illegible]、高[illegible]水[illegible]原、[illegible]過[illegible]、折而北、又[illegible]
而東、[illegible]藤柄東北、[illegible]緒屋街、踰七軒街、又東北流、
自[illegible]一街[illegible]十街、[illegible]町而北、其水道凡三千七百九
十有九歩、[illegible]流[illegible]出、則不[illegible]、[illegible]夫三萬六千人、
費金[illegible]五百五十餘兩、[illegible]下略）

下市は、もと今の清水町邊より、裏町を過ぎて、村木町へ出づる所に、少許の宿並ありて、田町と呼びたりしに、元和八年の頃より、東臺の丘陵を切り崩し、其土石を取り、田畠を埋めて平地とし、寛永元年より、上町の人家寺院等を移し、漸々市街の體をなせり、されど猶舊稱に從ひ田町と呼びしを、後に下町と改め、慶安以前、既に下町の名あり、延寶八年の檢注に、下町千六百八十七戸にて、內七百八十人は屋しき持、九百七人は借住なりと見えたり、以て當時の[illegible]べきなり、[illegible]濱大貝に通ずる路は、慶長年中、伊奈備前守、大野郷用水の爲にとて、溝渠を穿ち、千波湖の水を通せしに、其堤道たる土の上を往來せる者に、古道より特に近きを以て、自然通行も多く、大道の如くなれりとぞ（水府温故

竹隈（タケクマ）町

今下市の中央の邊に、竹隈町の名あり、（新志補云、竹隈とも[illegible]に作る、藥王院、慶安元年文書に、山木郷內[illegible]村とあるを始めとして、[illegible]應、應永等の文書に、往々此名出でたり、即今の竹隈、横竹隈、東臺、十軒町、白銀町の總名なるべし、藤原氏江戸の[illegible]、世々此處に居り、竹隈（タケクマ）氏となる、其居宅は即今東臺の地にて、[illegible]壇と云へり、寛永の初め、田町を開くに及びて、竹隈の名僅に此町の間に存す

武熊

江戸通景の二子、通常、肥前守、武熊氏たり、（戸村本系圖）文龜三年九月、武熊父子二人、通景に從て佐竹[illegible]と戰て死する者あり、（扇谷[illegible]寺記）永正中、武熊孫次郎あり、大永四年に彈正忠あり、（藥王院過去帳）[illegible]年、[illegible]守あり、[illegible]
[illegible]

伊奈堤（イナツツミ）

千波湖の末にして、東に流れて、田町に瀕し、[illegible]濱に通ずる路は、此堤を行くなり。
[illegible]とは、吉田[illegible]屋町の東に在り、伊奈堤の一道を北に帯せり、昔[illegible]村の内なり、寛永二年、[illegible]目の人、佐藤[illegible]助、[illegible]此處に[illegible]、六丁目、又は上町に[illegible]鍋[illegible]、[illegible]るを以て[illegible]屋と稱あり、後其工の[illegible]を置き、[illegible]製せられしより、今[illegible]て此邊を[illegible]屋と呼ぶこととなる。

新志云、下市[illegible]橋は、長十間半、（[illegible]千波湖の下流にかゝる、水戸城下七軒町[illegible]にあり、凡水戸には江戸へ[illegible]大道、[illegible]、又[illegible]、[illegible]名と[illegible]大道を往來す、この[illegible]邑と田舎との界とす、[illegible]名[illegible]と云ひした、[illegible]年とか、義公の命にて、[illegible]橋と名つく、[illegible]の地なればなり、又云、中世兵革相つゞき、國家財用に乏しく、[illegible]、水戸城主たる時、國用に充つ、[illegible]相傳ふ、[illegible]用に充つ、今水戸[illegible]と稱するはこれなり、寛永十[illegible]年[illegible]
[illegible]
其[illegible]は、元和の比より、[illegible]
[illegible]寛永二年、[illegible]
[illegible]
に下[illegible]始め、[illegible]
の年代に[illegible]、吉田[illegible]
と云ふ由、[illegible]
基[illegible]、[illegible]

中より、馬籠場等の竹を出す。

河崎（カハサキ）　舊郷名にして、今の水戸下市の地是なり、也略、河内、山本の両郷といへり。但し何の小名、其何にあたるか知られず。

安貞二年吉田社領検注に、

河崎郷分田十町三反三百歩　内除田一丁六反　定恵納

田七丁六反三百歩

山本郷分田十四丁二反大　内除三丁一反

と載せ、其東界は河谷郷、吉沼郷に至れり　山本とは、今の竹隈町のあたりか、武家の名を早くより見えたり」と、宮本氏は云へり。承久元年、將軍下文には　山本郷、川前郷につくる。

吉田神宮寺修理料田事、円山本郷武三段内一分地頭、故師信郡成珍、分田隆段被寄進之由、覺司寄帶自家御教書、如此上、終修之功、且可申御祈之旨、可由候御、依仰、執達如件、

寛喜五年三月十二日　前石見守宗兵

謹上　佐竹僧都御中

（山本）

石川家幹の五子、武幹、山本五郎と稱し、山本に居る、子なく、弟盛幹嗣く、吉田山本兩郷地頭たり〔一系圖〕、築下院系圖」忠常、山本兵部たと稱す、又彈正と稱す〔築王院文書〕建長中の人、〔吉田文書〕其子重幹、五郎左衛門尉、二子あり、宣幹、光幹、曰く、宣幹出て、坂所氏を冒し、光幹は山本左衛門次郎と稱し、又その後は築系附す〔吉田文書〕其子孫には孫太郎と稱す、小栁内、本庄、子保幹あり。〔文書〕

寶鏡院（ハウキヤウヰン）　下市の西北、那珂川の岸に在り、此より西は吉城の北邊へかけて、杉山と通稱す

新志云、寶鏡院は朱印地二十石、大雄寺と號し、佐竹氏仁建立の祈願所なり、元太田に在り、文禄中、佐竹義宣この地に移し、今の水戸侯に至りて、皆因に仍る、佐竹宗家一如意山大雄寺寶鏡院、開山は宥實法印なり、其以前觀音寺

（杉山）

觀音は太田天神林淨月院たり、義仁公の御時、嘉吉二年壬戌、新規建立、常陸寺の六字年中開山宥實、自醍醐寺受法、移于太田淨月院、八幡宮別當也、其後移于水戸城、此寺何清寺、當于城鬼門故也。」

下丸（シモマル）　下市淨町の西にて、吉城郭の最東の曲輪とす。○新志云、淨光寺郡を下之丸とも云ふ、本丸の東にて、中御（ナカゴ）門の外なり、佐竹義宣の築く所、栅町より入る處なり、こゝを淨光寺郡と云ふは、淨光寺の舊跡なればなり、此郭内には、今は小吏の役所あり。

水戸城址（ミトジヤウシ）　水戸東市の中央に在り、長阜に因りて築成す、近世は、徳川氏の宗室此に封せられ、三十五萬石を食し、宗室の一に列し、俗に江戸副將軍と稱せられたり、實等の學なりしこと思ふべし。而も鍛木壊擯の論起るに及び、一藩の君臣、内訌を治むる能はず、遂に黨爭の慘禍に陷り、水戸有公の政も、其終を克くせずして止みにけり、世之を惜む　本丸、下丸は東にあたり、本丸には今中學校を置、二之丸は、近世の牙營にして、其殿閣は明治二年亡む、今師範學校、博物館等在り。三之丸に、弘道館の遺址、并びに縣廳、高等學校在り。

慶長七年十一月、武田七郎信吉、徳川公の第五子）下總國佐倉城より水戸城へ轉封、二十五萬石、翌八年九月病卒、其嗣を舍弟徳川公第十子之に代る、十一年八月、頼宣は二十五萬石、後に紀伊へ移封、十四年徳川公第十一子、頼房、水戸城を賜はり、封二十五萬石、即水戸藩の祖也、元和八年、小川三萬石加増、元禄十四年、北郡に四萬石加増、合三十五萬石。

新志云、水戸城、古の吉田郷の地にして、二丸、三丸、西の外郭は、大町吉田郷に屬し、本丸は吉田郷淨村の地なり、東西十町餘、南北三町餘、〔但六丁一里〕前に仙波湖を帶ぶ、其に馬場のあるを云ふ、中世大掾資之を築く、是れより代々ならず、或は曰く、馬場大掾平資

（馬場）

幹之を築く、時なりと、「吉田常楽大掾系圖一説」資幹は先祖常陸大掾國香六世の孫に當り、吉田太郎清幹の曾孫にして、水戸に卜して馬場に住す、按に水戸の本城は、吉田の末社一所の内、水戸明神のありし所なり、資幹始て水戸城を築けりとの説あるも、由縁なしとすべからず、建久四年六月、多氣義幹罪有り、所領筑波郡、及び南郡、北郡等の地を收公せらる、即日其地を資幹に賜ふ、同族たるを以てなり、是より資幹一家の惣領となり、大名の列に加はり〔東鑑、大掾傳記〕尋で大掾に任ず、世に馬場大掾と稱す、建保二年鎌倉より、府中の地頭の事、すべて資幹の進止たるべき由を仰す〔東鑑〕是より子孫相承て大掾に任じて、世々在廳たり、其身武家として、公家の職務を兼するを以て、世に公家武家兼帶業と稱す、〔總社文書〕資幹歿するに及て、其弟次郎に譲し、一家の府方吉田一族の内、大野、眞家等次郎に分れて鎌倉、遂に鎌倉に訴ふ、朝幹村を得て大掾に任ず、安貞二年、是より先、小田知重、時の國司に屬て、大掾の職に居らんことを求む、朝幹安んぜず、即鎌倉に訴へ、自ら罰くす、其下世々大掾に任じ、多くは府中にあるを以て、或は國府大掾と稱す、高幹の時に當て、鎌倉の執權北條の一門、調遣に遑て悉く誅に伏す、建武二年七月、高時の遺子時行、餘黨を集て恢復を計る、高幹舊好を思ひ、門葉を率てこれに應し、時行に從て鎌倉を取りて之に據る、時行、名越式部大輔を大將とし、足利氏の軍を東海道に拒む、已にして高幹は出て、足利尊氏に降る、法名浄永と云ふ、延元の亂に、當國中分して二となる、小田、關、下妻等の門族、宮方を力め、佐竹、大掾の徒尊氏に屬す、正平中、佐竹氏と隙を生じ兵を構ふ、佐竹の師青柳の地に至る、高幹亦兵を出してこれを逆ふ、佐竹の兵退く、延文六年五月、足利義詮、高幹の子詮國に命して當國の太田文を奉らしむ、詮國弘安二年作る所の

佐田實記を著し、これを献ず。(大田文、雄寄文書)〔[illegible]〕[illegible]花
[illegible]水戸本
城内西[illegible]不[illegible]大掾
[illegible]水戸の
[illegible]これを佐竹義人の[illegible]、江戸但馬守通房に與ふ。通房は水戸の[illegible]、田和田館に居れり。[illegible]
[illegible]水戸[illegible]の門に[illegible]て、敢て水戸城を以て通房に[illegible]十一年六月廿一日、[illegible]等、青屋の祭事を役せんと[illegible]に赴く、通房其間に乗じて、廿三日の夜、[illegible]に於て[illegible]決し、[illegible]質等を[illegible]、水戸城に[illegible]、城[illegible]を離れず、通房遂に城を取る。これより江戸氏水戸の城主となる。通房晩年入道し[illegible]、佐竹[illegible]に於て、小野崎、江戸、小田、[illegible]を以て四[illegible]の[illegible]と[illegible]す。此時に當て、關東の公方足利成氏[illegible]合はず、下総古河[illegible]に在て、[illegible]好の[illegible]を[illegible]戦ふ、[illegible]佐竹[illegible]を[illegible]けて京師[illegible]に[illegible]。其兵に[illegible]、[illegible]四月、内書を[illegible]二十年、[illegible]當[illegible]内に、水戸城の[illegible]、[illegible]の地に、[illegible]寺を立て[illegible]とす、已にして佐竹の[illegible]内[illegible]、宗備[illegible]、江戸氏[illegible]

通房[illegible]通[illegible]通[illegible]重通

明應七年六月、江戸通[illegible]、佐竹[illegible]と[illegible]和す、曰く、今より以後、子孫[illegible]世、[illegible]如く[illegible]ことなけん、〔[illegible]〕[illegible]天文十四年、佐竹[illegible]水戸[illegible]に[illegible]、〔[illegible]〕十[illegible]年九月、大掾[illegible]に戦ふ、十[illegible]年七月、[illegible]に戦ふ、〔[illegible]〕四年佐竹と

和し、其後地を[illegible]す、〔和光院[illegible]〕永禄[illegible]年十月、佐竹[illegible]、[illegible]小田を攻めんとし、[illegible]水戸を攻め、其[illegible]往て會し、[illegible]江戸[illegible]に[illegible]して、[illegible]に[illegible]、[illegible]攻め、天正十八年四月、豊臣秀吉、小田原を[illegible]す、この時、江戸重通、小田[illegible]の状を聞き、[illegible]、[illegible]、佐竹[illegible]に[illegible]、石川[illegible]、[illegible]江[illegible]系圖[illegible]を[illegible]し、[illegible]に告るに、重通等[illegible]長[illegible]なるを以て、[illegible]吉之に[illegible]、[illegible]の大半を義宣に[illegible]〔石川[illegible]〕[illegible]、佐竹[illegible]月、義宣水戸城を假りて之に[illegible]らんと[illegible]し、[illegible]重通に[illegible]、重通[illegible]ず、義宣重通を[illegible]、[illegible]、〔[illegible]氏[illegible]〕十二月十九日、義重、義宣と[illegible]、兵を率て水戸城を[illegible]、[illegible]に陷る、廿日、義宣[illegible]に入り、[illegible]我[illegible]を收め、重通逃走、結城晴朝に依り、[illegible]に至て卒す、〔[illegible]系圖〕慶長四年、[illegible]、常陸[illegible]五十[illegible]石、[illegible]佐竹氏の所[illegible]、五十四[illegible]石、[illegible]の[illegible]、[illegible]、[illegible]德川公の[illegible]、[illegible]、[illegible]に[illegible]、[illegible]、陸奥[illegible]會に[illegible]、八月に至て、[illegible]江戸に[illegible]、〔會津陣[illegible]、[illegible]見聞記〕廿九日、[illegible]水戸に[illegible]〔[illegible]〕七年五月、義宣常陸[illegible]下野、[illegible]の[illegible]地六十[illegible]を[illegible]、出羽秋田の地を賜ふ。[illegible]東北風[illegible]、水戸[illegible]の[illegible]内は[illegible]し、西南へ[illegible]に[illegible]に過きす、[illegible]、北方[illegible]、是れ亦十五六里に過ぎず、イタコと云所に[illegible]地あり、合て二拾六萬石と[illegible]、其[illegible]は二十六七萬石の[illegible]也、[illegible]の[illegible]を出さす、[illegible]大に[illegible]せり、[illegible]を[illegible]する[illegible]はず、故に土も[illegible]せり、力で[illegible]、[illegible]なるべし、土風[illegible]なく[illegible]、[illegible]の風也、[illegible]分合戦の役に立つべし、[illegible]の[illegible]、名を好む[illegible]、名の[illegible]にはせずと云ふも、實は名になづみたり、當今士風一つ

になりて[illegible]、[illegible]、今は[illegible]、[illegible]、[illegible]也、[illegible]公の人と[illegible]、[illegible]富し、[illegible]する[illegible]、[illegible]由[illegible]、[illegible]の[illegible]を見るに、[illegible]、[illegible]なし、[illegible]の土民に[illegible]し、[illegible]ければ也、水戸[illegible]

同治[illegible]巳年[illegible]市川[illegible]門[illegible]此者[illegible]、累代[illegible]、[illegible]年[illegible]未[illegible]有[illegible]比[illegible]、[illegible]、夫[illegible]子年中、[illegible]日代[illegible]下[illegible]之[illegible]、[illegible]人[illegible]、[illegible]國表[illegible]代[illegible]之[illegible]、[illegible]之[illegible]有之[illegible]、[illegible]身[illegible]、[illegible]公[illegible]可[illegible]、[illegible]、不[illegible]、[illegible]、[illegible]、會津[illegible]、[illegible]、[illegible]月下旬、[illegible]、[illegible]人數[illegible]京兵、[illegible]之[illegible]、[illegible]之[illegible]、君臣之[illegible]、[illegible]之[illegible]前件之[illegible]、[illegible]之[illegible]付、[illegible]之[illegible]、[illegible]通候[illegible]也、[illegible]

茨城縣(いばらき)

[illegible]水戸[illegible]也、[illegible]、[illegible]下[illegible]、[illegible]、今の[illegible]、[illegible]兵火に、[illegible]

縣治の假廳に使用せられしこともありしが、爾來なほ幾多の變遷[illegible]を經たり。[illegible]志云、北三之丸、江戸氏在城の時、[illegible]寺[illegible]也、[illegible]にて、[illegible]にあり、[illegible]の地に引移し、江戸通雅より、枝川村にて寺領七十五貫の地を寄附せられ、後入野(今の金伊野)大塚島(共に今の中妻領)等を寄せらる。天正十八年、江戸氏滅亡の時、中妻[illegible]田島村へ退去、此寺に[illegible]、和泉[illegible]なる古書、天文、天正の寺領[illegible]、[illegible]境内[illegible]など、今に存す、此等境[illegible]山と稱す、[illegible]に見ゆ。

弘道館址

弘道館址　[illegible]、水戸城內の第三郭內(三之丸)に在り、天保九年三月、[illegible]之を剏す、十二年八月開館、[illegible]武を講せしむ、[illegible]の志なり、[illegible]烈公[illegible]を約へ、[illegible]、親ら記文を撰し、以て建學の大意を述ぶ、

弘道者何、人能弘道也、道者何、天地之大經、而生民不可須臾離者也、弘道之館何爲而設也、恭惟上古神聖、立極垂統、天地位焉、萬物育焉、其所以照臨六合、統御宇內者、未嘗不由斯道也、寶祚以之無窮、國體以之尊嚴、蒼生以之安寧、蠻夷戎狄以之率服、而聖子神孫、尚不肯自足、樂取於人以爲善、乃若西土唐虞三代之治教、資以贊皇猷、於是斯道愈大愈明、而無復尙焉、中世以降、異端邪說、誣民惑世、俗儒曲學、捨此從彼、皇化陵夷、禍亂相踵、大道之不明於世也、蓋亦久矣、我東照宮、撥亂反正、尊王攘夷、允武允文、以開太平之基、吾祖威公、實受封於東土、夙慕日本武尊之爲人、尊神道、繕武備、義公繼述、嘗發感於夷齊、更崇儒教、明倫正名、以藩屛國家、爾來百數十年、世承遺緒、沐浴恩澤、以至今日、則苟爲臣子者、豈可弗思所以推弘斯道、發揚先德乎、此則館之所以爲設也、抑夫祀建御雷神者何、以其亮天功於草昧、留威靈於茲土、欲原其始、報其本、使民知斯道之所繇來也、其營孔子廟者何、以唐虞三代之道、折衷於此、欽其德、資其教、使人知斯道之所以益大且明、不偏於一也、嗚呼我國中士民、夙夜匪解、出入斯館、奉神州之道、資西土之教、忠孝無二、文武不岐、學問事業、不殊其效、敬神崇儒、無有偏黨、集衆思、宣羣力、以報國家無窮之恩、則豈徒祖宗之志弗墜、神皇在天之靈、亦將降鑒焉、設斯館以統其治教者誰、權中納言從三位源朝臣齊昭也、

[illegible]館記の碑は館の中央に在り、公の親書[illegible]、以て[illegible]、碑石高一丈[illegible]寸強、廣六尺三寸強、厚一尺八寸強、臺石高二尺、濶五尺二寸強、[illegible]、[illegible]角、[illegible]、[illegible]第一門の[illegible]、孔子[illegible]、公親題して、孔子[illegible]、[illegible]中央一門[illegible]、館內文武教場の制、教場は分て文武二館とす、武館又分て兵[illegible]

[illegible]

水戸東照宮

水戸東照宮（トウセウ）　[illegible]、銀杏坂町に在り、近時は僧祠の奉祀、士民の歸仰も、昔の如くならず、僅に祠壇を存するのみ。[illegible]志云、[illegible]、天台宗、[illegible]

[illegible]

神生

神生　[illegible]

[illegible]、元治[illegible]を引き、神生村作田六反と見ゆ。

〔常陸誌料〕永牛篇、常陸小鍛冶、昔よりの門付、神生寺と稱す、即吉田社建立の年、鹿島十三ヶ寺の文書に、社前神生村とあり、中世常陸の宗氏、武田氏に屬して、神生氏と稱す、天正十八年、佐竹氏、水戸城を攻むる時、義宣の軍、那珂川を渡り、城下に向はんとて、神生寺にまろぶ」と、其記に見えたり、其後、小田原北條氏滅亡、近習五十騎の兵火に罹れり、時の住僧傳圓上人は、佐竹氏の支族なれば、俗縁の因によりて、久しく因に依りて此寺を居りしに、同十九年、佐竹氏水戸城に移る時、從ひて來り、此神生寺の地に、一寺を建立し、舊名によりて、神生山神應寺と名く、之よりさき元和四年七年、江戸氏の時、不斷院を此地に設立し、久しく年、又吉徳寺を創建せしが、元和二年、善徳寺を吉田町に移し、寛永元年、不斷院を神崎町見町に移す、寛文中、又神應寺を吉田元山内に移す（茨城郡岩根村叶野氏、天正十六年の文書、叶野とあり、神生に同し）

（梅香）

梅香、梅香は、文梅香、萬治の頃、分て上下とし、上梅香は常陸小宮の南に在りて、西は大阪町を限り、往昔佐竹氏の家士に高(梅香)梅香齋、此邊に住し、梅樹を栽培し其白梅を愛せしとて、梅香の東、南町を奈良屋と唱ふ、

（奈良屋）

奈良屋は、奈良人の開きたるにやと、されど、常州官志に、固有奈良屋の内、五條佐原邊にて、商賈舖或は旅裝の品々を商へるを、奈良屋町と云ふ」と見えたり、又刀劍の類、利鈍に拘はらず、其數に備ふるを、世俗奈良物と唱ふされば都ての品物、普請におゝはらず、多く此町に集まれるゆゑに、奈良屋町の稱は起れるならんなど、種々の説あれど、今はたいづれをよしとも定めがたくなん、南町は南町と田畑屋田屋あり、寛永二年、柴田一直此家に生まれ、才藝優に、茶道を好へて一世に風靡し、官府茶器數寄に至る、其名陶谷先生是なり、此町の南端より東に向ひて、千波湖中を通し、下町に至る一線の道路あり、寧安四年設く、世俗稱して新道と云ふ、元禄三年、柳堤と改め、両西の堤になぞらへ、兩岸に柳をうゑさせ、後寶曆年間、又櫻樹數株を植ゑて、風致を加へさせたまへり。

大阪（オホサカ）

神生の北にして、二之丸の西なる通稱にして、其縦街には、田見小路を以て金町に接し、大町を以て泉町、大工町に接す、横街には大坂町、西の名あり。中山氏云、古老の傳說に、大坂は、江戸宗在城の時は、今の本丸ばかりにて、江戸宗の時は、之を内城と云ふ、（和光院過去帳、榮王院文書、江戸通奈の頃、宇野氏永祿十年狀等に見ゆ）今中御門と云ふは大手門、今の橋詰門は搦手門なり、（中御門は、淨光寺際と本城の間の門なり　但し江戸宗に及びては、明應中に、今の二之丸を外郭にこしらへ、これを宿城と號して、諸士及び商賈の廬を置れしと見ゆ、和光院年代記に「明應五、當宿大坂立初、同九、當宿大坂貳間初」とあり、この造立の事なり、これによれば、明應中始て宿城をこしらへ、宿間を立たるも、宿城をこしらへたる故なり、祇園は市中にて祭るものなればなり、又宿城のこと、六地藏寺過去帳に「宿大助九郎道谷殿、於小場打死」とあるは、享祿二三の頃に、この宿城に居たる故の名なり、又天上郭とも、天上小屋とも「藩氏覺書」云ひしとなり、今俊の初代までは、宗士の内、大身の者居住せしと云ふ、然るに寛永一年、本城より居形を二之丸へ引れて、其節より宗士の居宅は、三之丸、及び其以外にうつさる、本丸は吉田鄕に屬し、二之丸以西は常磐鄕に屬せしと見え、この二丸へのぼるに坂なりて、大坂と云しなり、この邊には大坂稻荷の古名もあり。新志律云、西町は、もと西南北三方より、宿城に入る路の會する所なれば、古くより開けたりと見えて、二之丸樽より出でたる大鼓、（今神崎寺にあり）の銘に一層は明專士作守、史の智力は四町、同實職丹、永祿十二己巳七月十日」云々、（この時の宗士は江戸但馬守重通なり）とあり、是にて中世に於て町名の古くより見えたる稱なり、田見小路、昔は大坂稻荷と唱へしにや、和光院、六地藏寺過去帳、永祿よりも以前に至る迄、往往其稱呼見えたり、然るに寬元年、佐竹義宣、太田より八幡宮を遷して、之は、東八幡小路と稱す、元禄七年、八幡宮は此を宮の村に移して、其蹟に先馬場を築き、餘を諸士の宅地となし、正德二年、寛永同宮の江戸崎込に在るものを、馬場の後に移し建られ、寶曆十一年、田見御殿を置き、町名をも田見小路と改む、同宮は後廢す。

延秩龍種抜何之、縁清泉抜信目息、蓋料孫情外城、

數宗茅屋兩見同、　　宮　山

神崎（カミサキ）

古書或は神先に作る、同書に神崎の岩に成る、採伐して各種の器財に供せらる、謂ゆる當石（サイハイ林石）は、是の地形に因れる名とて、六藏院悲通心車鈔に、享保二年、神先寺勸進疏より、其文に、常州吉田郡常葉鄕、神先寺、云々、凡當山景、調水備月、涼自清、奇岩連綿とある、よくトヲイかの我にかなへり、神先寺は、今の神崎寺也」と云、神崎寺は往古吉田原千早同神の神宮寺なるべし、いかなるゆゑにや、岸渡村の同神も、宮原と稱し、吉田神社の古書に、延慶二年「吉田鉄直宮原宮之事」抔といへりと。

神崎寺如法經備記云、神崎寺、在水戸城之西南、寺志散邊、有記其草創矣、寺爲有大松樹、名其閑目爲法島、不知其何故也、識方之、、松樹枯朽、貞享丁卯之秋、十人還信根、得一舊器、開者見之、有如抹香者滿中、乃傳出隣邊、則裏面有款識云、曰如法經筒、長承二年、云々、法主某云々、寺舊寄古。

遊神崎寺　　　讓　山

巖竇噴泉雪漂漾、寺門回望[illegible]、[illegible]影靜長橋北、
鈴鐸聲幽小閣西、鴉噪[illegible]、[illegible]鳴[illegible]樹夕陽低、
黄昏詩律今何[illegible]、[illegible]存上[illegible]、[illegible]、春風
洞、昔葬此寺、[illegible]

常磐神社(トキハ) 上市の南、神崎、偕樂園の東隅に在り、明治六年創建、舊藩主源光圀(義公)源齊昭(烈公)を合祀す。明治十五年、別格官幣に列せしめらる、境内東西七十間、南北百五十間。

[illegible] 義 治

孤植閑來往、野航乗晩晴、漠[illegible]岩際落、山水雨餘[illegible]、
宮鶯[illegible]去、[illegible]鶯隔岸鳴、[illegible]風[illegible]信、[illegible]約寺[illegible]、

觀偕樂園 [illegible]江

當年卜築曾經營、開說[illegible]此[illegible]、[illegible]門[illegible]遠[illegible]、
梁園賓客[illegible]、[illegible]、[illegible]、
俯仰依[illegible]、[illegible]

彰考館(シャウカウクワン) 今常磐神社の南崖下に在り、德川[illegible]の文庫なり。[illegible]には、城中にありて、即大日本史の編修[illegible]りき。[illegible]遺[illegible]して[illegible]、[illegible]印行の事、今に本館に出づと云ふ、[illegible]ありと[illegible]し。年由記[illegible]、明曆年中、[illegible]小石川の[illegible]中に建[illegible]、彰考館三字の額は、即西山公の[illegible]、この文字は左傳序に彰往考來といふよりとりたまふとぞ、額のかたはらに史館[illegible]、[illegible]、[illegible]不可誇壞紛失之、[illegible]談諍論、宜最戒之、論文考事、各當竭力、若有[illegible]、[illegible]之、[illegible]見、[illegible]。この館にして、神武天皇より後小松帝までの本紀、ならびに公武諸臣の列傳を、[illegible]の體に[illegible]たまへ、其中に神功皇后を后妃傳に、大友皇子を[illegible]紀に[illegible]せ、[illegible]神器の吉野よりかへりたるまでを、南朝の正統とし玉ふなん、西山公の決斷なりけらし、[illegible]館の[illegible]書には、[illegible]の形の中に、彰考館といふ字を彫りたる印を押たり。

偕樂園(カイラク) 又常磐公園と云ふ、舊藩主遊息の所にして、天保十年、[illegible]公[illegible]き、好文亭・樂壽樓を園内に置く、[illegible]來人[illegible]するもの多し、[illegible]の規制、[illegible]、[illegible]閱[illegible]、[illegible]又[illegible]一[illegible]。

余[illegible]、[illegible]、[illegible]有[illegible]地、西望筑峰、東臨仙湖、凡城南之勝景、皆集一瞬之間、遠[illegible]近[illegible]、尺寸千里、攬翠[illegible]白、四瞻如一、而山[illegible]、水[illegible]、[illegible]可[illegible]也、於是[illegible]數[illegible]、[illegible]之地、又作[illegible]亭、日好文、[illegible]亦[illegible]中之人、有[illegible]、[illegible]中之人、[illegible]心、[illegible]。[illegible]

偕樂園記 [illegible]

[illegible]

信願寺(シングワン) 神崎の北、[illegible]田[illegible]に在り、[illegible]と號す、元は[illegible]の地に在りしが、天和元年、此地へ移さる。

寺となり、後に[illegible]、信願寺の名を得りてあり。延享元年
俊銘云、常陸水戸、同、右寺主[illegible]、山名修造、寺
田信勝、[illegible]信[illegible]宮也、願信賢、[illegible]入古屋、
乃三十四[illegible]一日也、[illegible]
天正[illegible]、[illegible]
二十四輩[illegible]、第十三番[illegible]、常陸國信上
像内の銘文、信名[illegible]信善といへり、信願寺の僕、
の[illegible]信受名の中に、[illegible]郡中村の信仰房[illegible]、其門弟
に[illegible]、[illegible]等あり

上市（カミイチ）

下市の舊名に對し、又上町ともいふ、中古の常葉郷、[illegible]郷、[illegible]等の地にあり、其主なる街衢は、山見小路、上金町、下金町、馬口勞町、[illegible]宮道などいへる者、[illegible]町、大工町、是れ[illegible]なくる者とす。

水戸地名考云、金町は、西南の二道相會して、宮城の方へ赴く道すがらなれば、古くより開け、村なほ賣買せしまゝ、本町と稱せしなるべし、小吹村古老の傳言に、慶安以前は、上町より下[illegible]の石濱は、大戸、小吹、見川を經ると、其後度々災ありて、商家皆積に移んとす、西山公之を聽き[illegible]、今猶（金町本二の義に取りて）しとて、金町と改めさせたまふ、（常磐八幡宮は、下金町にあり、今皆常磐神社に遷せらる、水戸の惣鎮守にて、舊稱白幡八幡といふ、市内の[illegible]に合祭すべし。

（常磐八幡宮）

祇園寺（ギオンジ）

上市の西北、馬口勞町に在り、寺中に關帝廟をおき、規制大略明朝に依れり。（常磐八幡宮の西）

護法常律師云、心越禪師、名は興儔、浙江金華府蔣氏の子なり、[illegible]信の法嗣にして、杭州永福寺に住せりと[illegible]、[illegible]、吾邦延寶九年、[illegible]に抵る、天和元年、東武に寺り、元禄五年、常州水戸、岱宗山天徳寺に住す、同八年遷化す、行年五十七歳、水戸に於て、其地を任得とし、吉田山[illegible]、[illegible]に傳へする[illegible]、[illegible]神子り[illegible]志[illegible]、[illegible]、常記[illegible]、公[illegible]、[illegible]、天和元年[illegible]、[illegible]其光寺[illegible]、[illegible]門[illegible]寺へも御相[illegible]、[illegible]、天[illegible]、吉[illegible]山[illegible]、[illegible]、[illegible]、代寺に[illegible]、取立、正徳[illegible]長六月、吉昌山[illegible]寺と改號[illegible]、吉昌日。

光臺寺（コウダイジ）

今上市の内、谷中町に在り、浄土宗、寺の北には甘棠山あり。水戸紀[illegible]云、光臺寺、右常[illegible]、[illegible]國[illegible]、[illegible]其光十宗、[illegible]當農、信[illegible]地、在常葉村[illegible]寺、[illegible]、[illegible]公の寛日、寛文六年丙午、[illegible]、子當[illegible]坂戸、又撰集子[illegible]、[illegible]、[illegible]上人、是也

常石郷（トキハ）

和名抄、那珂郡常石郷、今水戸城下に入り、水戸上市、若しくは常磐村、並に[illegible]、[illegible]にあたる、吉田郷の西隣なり。[illegible]、常葉も又常[illegible]に作り、一書に、[illegible]、[illegible]の石号、常葉[illegible]、[illegible]わり[illegible]、大[illegible]常磐氏の、[illegible]、因りて論なし。

新編常陸國誌云、大掾系図に、石川次郎家幹の四男、石川四郎國幹は、常葉、上阿久津、下阿久津、神生、宮下の先祖なり、云々とあり、阿久津は、國俗に低き地をさして呼べる名にて、[illegible]は川に臨たる所なり、或に[illegible]字を用ふ、今に常葉村の内にあり、神生は、今の水戸城の三丸の外部[illegible]小路[illegible]、[illegible]、神生の地なり、宮下は[illegible]ならず、一説に吉田神社の下、千波湖に臨む地をいふと、この常石郷を、中世分ちて常葉、宇木（或は浮文字[illegible]（或は[illegible]）の三郷となり、吉田郡に入る、宇木

（常葉）

[illegible]今水戸[illegible]の地なり、[illegible]、[illegible]吉田神[illegible]又[illegible]、[illegible]内、[illegible]、吉田村[illegible]四、十七[illegible]

常盤（トキハ）

[illegible]

砂塚（スナツカ）

今常磐[illegible]、上市の西北[illegible]、中[illegible]の[illegible]名[illegible]、吉[illegible]、[illegible]、[illegible]四丁[illegible]

仙波沼（センバ）

[illegible]、水戸上市の南、下市[illegible]

[illegible]

晴色を加ふる所あり。

室管數處市西東、百[illegible]見[illegible]、[illegible]

仙波湖上雨[illegible]、　　　[illegible]山

安藤氏常陸誌云、柳堤（ヤナギツツミ）と云ふ道は、昔しも[illegible]柳の樹綠をなしたりて、半里ばかり續きたり、左右は千波と云ふ廣き沼水、藍の如く湛へて、蓮の浮葉もやゝ開きたるに、鷺鳧の所を得顔に、人をも恐れぬ樣、是も閑[illegible]とすべきなまし。

（堤柳）

仙湖舟中　　　　讀　山

草色遙連野、攻簇楊柳津、東過山[illegible]、風起水生鱗、攻隊魚兒戲、結[illegible]、[illegible]

常志補云、仙波は、水戸城要害の第一にして、西南の郭外を遶れり、湖中往に堤を築き、楊柳[illegible]を南行に植う、所謂西湖の蘇堤ともいふべし、下流は濱田村に通じ、坂戸町付の地に至りてわかれ、一は島田に至り[illegible]下流に合し、一は那珂川の大江に合流す、島田へ[illegible]、慶長十五年、伊奈備前守、命じてこれを穿ち[illegible]、因て伊奈堀と云ふ、[illegible]

堀川は源を朝房山（アサボウ）に起し、大足、川和田を經て、千波湖に至る、天保中までは、見川、千波兩村、[illegible]しを、偕樂園を開かれし時、水路を改め、見川村[illegible]の下より直に疏通し、[illegible]の南麓を廻り、丸山の北にて小澤川（サワヲリ）を入れ東流せしむ、仍て偕樂園の下に至り[illegible]相合ふこととなりぬ、

綠岡（ミドリノヲカ）

又櫻山（サクラ）と云ふ、偕樂園[illegible]西南にある[illegible]にして、好文亭より筑波の高嶺を望まば、[illegible]上に、双耳を何べし、[illegible]、千波湖の源流とす、今千波村大字見川に屬す

水戸侯[illegible]公、於都城[illegible]、[illegible]、躋攀[illegible]、不欲彈長方[illegible]、不[illegible]、不悄不欲而已也、[illegible]、[illegible]

日高枕、毎觀者之神労、息[illegible]、又日時之閑暇、寛政[illegible]、云々「[illegible]」、[illegible]

寛文五年、水戸侯[illegible]不得[illegible]、亭[illegible]、[illegible]

[illegible]

千波（センバ）

今千[illegible]、[illegible]、小[illegible]、見[illegible]、[illegible]して、[illegible]

千波[illegible]、[illegible]

（見川）

[illegible]

[illegible]日と云々。（[illegible]志補云、見川村外[illegible]と云ふ地は、春秋有見する[illegible]、有見[illegible]光に、河和田の[illegible]、[illegible]

（川邊）

[illegible]、[illegible]

笠原（カサハラ）

[illegible]して、青[illegible]

常山文集に「見川、逆攻[illegible]（クリカラ）[illegible]中」云々一[illegible]して、又[illegible]年、不動[illegible]、[illegible]、[illegible]

[illegible]して、攻[illegible]不[illegible]在り

（笠[illegible]）

下總[illegible]云、[illegible]也、[illegible]十郎、[illegible]之、[illegible]公[illegible]、公[illegible]

[illegible]、[illegible]、其[illegible]、[illegible]

[illegible]中、[illegible]、[illegible]、[illegible]

[illegible]中、[illegible]北、[illegible]中、各[illegible]之、本道凡十

[illegible]九十有五歩、[illegible]、用[illegible]二萬六千人、[illegible]五十[illegible]、工役[illegible]、[illegible]

々[illegible]、[illegible]、保[illegible]之功也、[illegible]、後

[illegible]、[illegible]力、[illegible]年

[illegible]也〇[illegible]、[illegible]

干[illegible]

今千波村[illegible]大字[illegible]、[illegible]一里餘、[illegible]

[illegible]

隱井網

[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]引したると、其[illegible]

又之を湧出と稱したり、其遺蹟に因あり、今中山氏隱井の說に依り、此を城信河和田村、上中を街に接す、常磐神の西なり。

郡郷考云、河井は河ならず、中山信名曰、河井は隱井の義に、今加倉井村其遺なり、隱井は吾妻鏡に書、鹿島祭武等に其文字見えこ、風土記に、[illegible]井、湧出於壁上といへりて、今も其地に加倉井と云ふ井あり、地名ともなれり、其義は幽隱の井を云ふ。鹿島の宮中の加倉井は、今鎌木にいへる、合考すべし。

河和田（カハワダ）

今河和田村と云ふ、水戸上市の西南一里半、千波の西一里。名義は、河水の匀なる湧ず邊と云ふに出で、櫻川の邊なればならん。因りて、或は和名抄、那珂郡川邊郷を以て、之に擬せんとするものあり。

按、上杉禪秀が應永の亂後、佐竹の被官、江戸但馬守通房、河和田の館にありて、[illegible]の合を以て、水戸大掾館を略けりしも、大掾滿幹、[illegible]幹等の力は之を遏くして、通房入る能はず、應永二十三年、滿幹[illegible]祭に赴き、其虛なるに乘じ、通房遂に水戸館を取る、これより江戸氏水戸の城主となる。一書に云「江戸氏の河和田館は、郡司の故宅に據れる者にして、風土記、那珂郡河內驛を、自郡西北と指せる方位に從ひ、郡家を其西南に求むれば、河和田の地を得べし、茨城郡にして、本郡の郡家は、もと那珂郡なりしを、新に新居に定められければ、之を茨城郡と名づけしならん」云々。[illegible]に過ぎて、[illegible]に缺く、所なり、今之に從はず。新志云、其故屋、譜代等は河和田村にあり、思ふに、川和田村は、古[illegible]の遺[illegible]にて、譜代は[illegible]北[illegible]なるべし、其故[illegible]は、郡[illegible]にて[illegible]の用ありて、[illegible]、[illegible]の要害、在仕の家に[illegible]、在仕の家人、[illegible]人を名すとて、人手（ヒトヨビ）の崗と云ひ、[illegible]、[illegible]あり、古のき[illegible]、[illegible]、[illegible]

曹洞[illegible]に[illegible]、もとは常[illegible]にありしを、[illegible]の[illegible]にや、川和田へ[illegible]、[illegible]の城址[illegible]る。

川和田城址（カハワダ）

新志云、川和田村に[illegible]、[illegible]ちさだ[illegible]に見ゆ、[illegible]守これ[illegible]、[illegible]、蒙[illegible]の[illegible]に「當[illegible]、[illegible]尾[illegible]守一[illegible]」、云々、[illegible]時を[illegible]上[illegible]年[illegible]月[illegible]之[illegible]とある、[illegible]、江戸氏の家人なり、江戸氏初め那珂[illegible]に[illegible]住せしか、[illegible]子、通景、但馬守[illegible]、[illegible]、[illegible]佐竹[illegible]、小[illegible]圖」足利氏滿、其父の事に死するを憫み、[illegible]川、[illegible]の地を與へ、「內[illegible]」通景城を川和田に築て[illegible]る、「[illegible]」小野崎通[illegible]と共に、佐竹氏に事へて當陸守[illegible]代たり、「佐竹[illegible]」[illegible]氏[illegible]子通房の時、[illegible]十四年、[illegible]、[illegible]、[illegible]る、通房[illegible]、夜[illegible]に[illegible]、[illegible]て、此に居る、「[illegible]、[illegible]」、[illegible]り川和田には其[illegible]、[illegible]、[illegible]稱す、「[illegible]」[illegible]、[illegible]明中、川和田城に居る、十[illegible]年正月、[illegible]陸[illegible]興す、十八年五月、江戸但馬守通[illegible]に從こ、[illegible]城を[illegible]れ、又[illegible]田氏を攻め、これを降す、「江戸軍記、[illegible]佐竹[illegible]代苗字[illegible]に、[illegible]、近代江戸[illegible]」、江戸家の[illegible]にな[illegible]るを以て、其[illegible]下に[illegible]しと見ゆ」其子某へ[illegible]、江戸氏に[illegible]、[illegible]年[illegible]文あり、江戸[illegible]の[illegible]、[illegible]の[illegible]なり[illegible]と[illegible]。

「小[illegible]」[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、これより[illegible]四[illegible]、[illegible]に川和田城に[illegible]、[illegible]、年八月、[illegible]、江戸[illegible]、依上保に出張の時に、[illegible]守、內[illegible]、[illegible]田[illegible]大[illegible]、江戸[illegible]、[illegible]寺[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、小野[illegible]、[illegible]子[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]年、[illegible]、佐竹氏に攻[illegible]、其年亡ぶ、[illegible]、[illegible]、[illegible]、谷田[illegible]氏の[illegible]に[illegible]、[illegible]氏の門[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]に[illegible]守[illegible]、[illegible]、[illegible]云、[illegible]、[illegible]、[illegible]十[illegible]春秋十六といふ十一月、[illegible]いして、[illegible]の[illegible]、[illegible]る上に、[illegible]、[illegible]の比、常陸國河和田[illegible]、[illegible]し[illegible]の[illegible]に[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]し、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]らんこれに、[illegible]、[illegible]、[illegible]と[illegible]、[illegible]べし

二十四[illegible]云、[illegible]、河和田村に[illegible]、[illegible]心[illegible]の[illegible]、[illegible]、[illegible]の一[illegible]ることを[illegible]、[illegible]此地に[illegible]の[illegible]、[illegible]、[illegible]と稱するといふ。

赤塚（アカツカ）

今河和田村の大字なりと、[illegible]、[illegible]、今[illegible]、小[illegible]の方へ[illegible]に[illegible]、[illegible]、水戸へ[illegible]。

加倉井（カクラヰ）　今大塚、金谷、飯島と相合せ、上中妻村と改む。河和田の西北に隣り、水戸より笠間への駅路にあたり、上市を去る二里。中山氏、加倉井を以て隠井の義なりと判し、因りて和名抄洗井を、隠井の誤と論じたり。妙徳寺あり、日蓮宗の一名蹟とす。

鯉淵（コヒフチ）　今鯉淵村と云ふ、河和田の西一里にして、長岡[illegible]の西北二里。小原村より来る河流は、此を過ぎ、鯉淵川といひ、長岡、小鶴に至り宍戸川に会ひ、末は涸沼へ入る、長五里。

江戸通高の二子、彦次郎通重、駿河守と称す、鯉淵氏たり。〔江戸系図〕子なく、通[illegible]の三子、彦次郎相通を養て嗣とす、文明十七年、佐竹義治の為に、小田太崎に戦死す。〔谷田部系図、那珂家伝〕鯉淵小[illegible]に仕せるを以て、或は小屋氏と称す。〔和光院、[illegible]過去帳〕元治元年六月、浮浪田中愿蔵の一隊、[illegible]に[illegible]し、水藩の郡邑に横行す、官之を糺治する能はず、民其掠奪に苦ふ者多し、府中、那珂湊、當谷、太田、下野[illegible]、一路は、已に其鋒に罹る、七月廿五日、愿蔵等吉田村[illegible]校、時雍館に次る、土民群起し之を撃つ、愿蔵[illegible]水を渡り、那珂西に至り、實[illegible]に入る、農兵之を追り之を逐ふ、愿蔵宍戸に走り、城南の諸村を焚掠す、鯉淵村の農兵之を拒ぎ、秋葉原に撃退す、八月下旬、愿蔵[illegible]に出て、勢焔益揚がる、磯町の渡津を扼して、那珂湊の富豪に奪ふ所あり、時に宍戸侯大炊頭頼徳、及び水藩の将士、那珂湊に駐屯したりと雖、之を制する能はず。

安賀郷（アガ）（有賀）　和名抄、那珂郡安賀郷。今詳ならず、或は東茨城郡鯉淵村、中妻村、下中妻村に擬せらる。中妻に大字有賀（アリガ）ありて、安賀の訛かと疑はるればなり。即茨城郷（今西茨城郡大原村）の東にして、隠井郷の西なり。

郡郷考云、安賀は、今の有賀村是なるべし、鹿島久寿年中神領目録に、那珂郡内アリガと見ゆ。

中妻（ナカツマ）　中世の郷名にして、河和田以西三十三村の汎称なりき、今は特に大足、有賀、牛伏、赤尾関などを合し、中妻村と云ひ、其西を下中妻、其東を上中妻と為す。名義は、那珂郡の偏隅といふに出づるかとも論ぜらる、然らずや、和名抄茨城郡、安賀郷、隠井郷、[illegible]郷等にあたる。

新志云、中妻とは那珂のツマリ（越後魚沼郡は、偏隅の地にて、妻有（ツマリ）荘あり）の意にて、この三十三村は、古の那珂郡の西[illegible]の地なりし、今はすべて茨城郡に入る、中妻と云ふ名の、古に見えたるは、[illegible]三年の鹿島神領目録を始めとす、[illegible]の目録には[illegible]村の名あり、今も中妻[illegible]と称す、又中妻郷と[illegible]、[illegible]は[illegible]治に接し、南は茨城と接する地なり、那珂郡の端たること、これを以て見るべし、[illegible]より[illegible]、この村々は茨城郡の内に入ること[illegible]なり。

大足（オホアシ）　今有賀、[illegible]、三野谷、牛伏、[illegible]、赤尾関[illegible]合せ、中妻村と改む。水戸の西[illegible]小[illegible]、[illegible]里[illegible]二里[illegible]とす。

新志云、[illegible]十八年、佐竹義宣、[illegible]江戸氏の属城を[illegible]、十八日、十八館〔古老傳說、付江戸氏數世〕茨城、鹿島、那珂三郡を[illegible]し、管する所漸く九十九郷に至る、[illegible]直實[illegible]、鹿島文書、鹿島治乱記〕[illegible]氏は枝川を守り、[illegible]通賢は[illegible]を守り、〔江戸系[illegible]〕[illegible]守は[illegible]を守り、春秋上野介は河和田を守り、〔古老傳說〕小[illegible]次郎は小[illegible]を守り、鳥羽田[illegible]中守[illegible]鳥羽田を守り、[illegible]伯耆守は大足を守り、〔大足稲荷社棟札〕加倉井[illegible]島守は加倉井を守る、〔和光院過去帳、加倉井系図〕是其著るしきもの、[illegible]に至て悉く滅ぶ。

田島（タジマ）　今中妻村大字なり、[illegible]、[illegible]寺、天正十八年、江戸氏[illegible]亡の時まで、水戸城内（今の三の丸）に在りしが、後此に移す、寺蔵古文書は、郡士志の参考に資すべし。

牛伏（ウシブシ）（晡時臥山）　今中妻村の大字とす、風土記「那珂郡茨城里、自此以北高丘、名曰晡時臥之山」とある晡時臥は、フシフシと訓み、牛伏となまれるにやと論ぜらる。

新志云、晡時臥山は、今の朝房山（西茨城郡大橋に在り）にあたるごとし、俗に[illegible]廻の遠きを、朝築房といふ、即晡時臥と、意全く合し、これよりして里人アサテバウと云しなる可し、牛伏村の北にあり、殊に高からずと雖、此辺にてはすぐれたりとす、今アサバウ山と云ふ、牛伏は即晡時臥にて、此山古の那珂郡茨城郷の北なり、風土記曰「那賀郡茨城里、自此以北高丘、名曰晡時臥之山、古老曰、有兄妹二人、兄名努賀毘古、妹名努賀毘咩、時妹在室、有人不知姓名、常就求婚、夜来昼去、遂成夫婦、一夕懐妊、至可産月、終生小蛇、明若無言、闇與母語、於是母伯驚奇、心挾神子、即盛浄杯、設壇安置、一夜之間、已満杯中、更易瓮而置之、亦満瓮内、如此三四、不敢用器、母告子云、量汝器宇、自知神子、我属之勢、不可養長、宜従父所在、不合有此者、時子哀泣、拭面答云、謹承母命、無敢所辞、然一身独去、無人共去、望請矜副一小子、母云、我家所有、母与伯父、是亦汝明所知、当無人可相従、爰子含恨、而事不吐之、臨決別時、不勝怒怨、震殺伯父而昇天、時母驚動、取瓮投之、触子不得昇、因留此峯、所盛瓮甕、今存片岡之村、其子孫立社致祭、相続不絶」、注云、按、國造本紀曰、茨城國造、筑紫刀禰後、[illegible]田部[illegible]子、努賀直之祖也、云々、今此説努賀毘古、[illegible]其[illegible]也、[illegible]補時臥、一に哺時臥に作る、式の[illegible]内[illegible]を云ふ、時は、[illegible]の仮字なれど、[illegible]葉防人歌に、天地乃[illegible]とあれば、東人の訛なり、臥の内に略せしを音にとれり、今の牛伏村なるべし、其南にばら山と呼べる山あるは、是古茨城の山なればな

り、補陀洛之山は、大橋村の上なる今富士山と云ふ、是なるべし、土俗に[illegible]の宮と云ふ所あるは、片岡の名残にや、富士山の西南、飯田村に吉代の[illegible]と稱せる塚二つあり、共も小墳を築けたる墓なるべしといふ。

赤尾關（アカヲノセキ）　今中妻村の大字とす。寛永の鹿島社領目記に、アカヲセキ、作竹宮士知[illegible]日讃に茨木内赤尾關とあり、又、郡[illegible]の一[illegible]此地に居り、赤尾關氏となる、心車集に「那河西郡[illegible]郷、赤尾關村、高德寺藥師堂再興」とあれば、元は赤尾關邊までも、那珂の内とみえたり。

杉崎（スギサキ）　今中妻、[illegible]、内原、小林と相合せて、下中妻村と改稱す、大足の西にして、西茨城郡大原村の東なり。内原には、近年、鐵道停車場あり、友部と赤塚の間とす。

（内原）中世、藤原氏那[illegible]、内原に住して内原氏となる、鹿島社文[illegible]中神領目錄に、那珂郡の内にて、[illegible]とあるも、其地なり。

全隈鄉（マタクマ）　和名抄、那珂郡全隈、[illegible]入り、由根村にあたる、大字全隈存り、或は又[illegible]に首る、加舍牛の北の里なり。

（眞父）又[illegible]鹿島久[illegible]年中[illegible]日錄に見えて、那珂郡マタクマとあり、又[illegible]の西なる谷津に、[illegible]内[illegible]たるき、風土記に茨城里晴時臥山と見ゆれば、今全隈は和[illegible]里[illegible]に[illegible]り、茨城より割きたる郷里なるを知る。

谷津（ヤツ）　今全隈、閑江、木の下、成沢と相合せ、由根村と改む、晴時臥山は、古の晴時臥山の東南麓にして、谷津明神あり、或は之を以て、式内、那珂郡[illegible]内神社に擬せらる。[illegible]神名考云、[illegible]内神社、今何處なる[illegible]たらず、按るに、谷津明神これ此神社ならむ、今大足、牛代、[illegible]、[illegible]、[illegible]、谷津、[illegible]箇野、七村此社を以て鎮守として、其古社たる事思ふべし、此社を[illegible]人丈[illegible]と云ふ、久慈郡式社と同称の如くなれども、此社は和光院遍■[illegible]、天正の頃にたてたる鐘[illegible]なども あり[illegible]て、古く此地の稱とせり、古書に[illegible]を多[illegible]と云ふにかなひて、[illegible]社は[illegible]の社の義と見えたり。

木葉下（アボッケ）　今山根村の大字にて、小岡房山（コアサ）あり、[illegible]にアボ調あるは疑ふべし。）新志云、木葉下[illegible]寛長三年の[illegible]にはアボッケ村とあり、高田[illegible]、ホッケは、ハケとも[illegible]とも（[illegible]音ならば[illegible]音にも通ふべし）かなへる語にて、もと山の崖などの岸の、[illegible]より崖りし[illegible]、[illegible]の地に赤ハケと云ふ處あり、これも[illegible]かなり、木葉下の字は、其地に大樹の茂[illegible]なるをあてし[illegible]り、書きそめしなるべし。

渡里（ワタリ）　今渡里村と云ひ、堀、田野なと合す。常磐村の[illegible]の西北に接し、那珂川の岸に當る[illegible]は[illegible]内村にして、古書に河内驛家とある者は、此[illegible]、[illegible]直下は[illegible]、[illegible]の一部に分ちしことあり、常石[illegible]の中とす、されど、風土記に[illegible]、[illegible]の[illegible]、[illegible]る[illegible]なるべし。

田野（タノ）　今渡里村の大字とす。[illegible]錄に一[illegible]田野不[illegible]、[illegible]之供養」と[illegible]る[illegible]の末に、[illegible]二年[illegible]六日とあり、永正[illegible]を、[illegible]に[illegible]たり。

香仙寺（カウセンヂ）　[illegible]に在[illegible]、[illegible]を[illegible]、[illegible]十[illegible]に[illegible]有なりたり、[illegible]志云、香[illegible]、當[illegible]茨城郡[illegible]理邑、大[illegible]山[illegible]、寺志[illegible]、創建[illegible]、文和元年、[illegible]、[illegible]人、又不[illegible]何[illegible]、[illegible]、永[illegible]、江戸但馬守[illegible]、[illegible]香[illegible]、[illegible]後[illegible]、[illegible]常住、[illegible]、元[illegible]十年、賢那[illegible]公、[illegible]、[illegible]大[illegible]、[illegible]自[illegible]十[illegible]、久[illegible]、[illegible]、[illegible]なり、[illegible]して[illegible]の[illegible]とす、[illegible]一[illegible]あり、[illegible]公の[illegible]所なり、[illegible]に銘あり、[illegible]の銘に「香積寺、[illegible]守公、「[illegible]内[illegible]天文十年五月日、[illegible]」

とあり。

那珂鄉（ナカ）　和名抄、[illegible]、[illegible]、[illegible]郡の[illegible]、[illegible]之を小[illegible]、[illegible]たれど、[illegible]は[illegible]に[illegible]、[illegible]を[illegible]、[illegible]木[illegible]るべき[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]ど[illegible]者と[illegible]にして、[illegible]なら[illegible]、[illegible]風土記に、自[illegible]東北、[illegible]、一[illegible]、中山[illegible]、[illegible]かに[illegible]は[illegible]と、字[illegible]、[illegible]、[illegible]也、[illegible]也[illegible]、[illegible]、[illegible]河[illegible]、[illegible]、[illegible]

（河内）河内驛家、今[illegible]名之、當[illegible]、[illegible]、[illegible]と云々。

[illegible]ある[illegible]に、[illegible]驛家に[illegible]、其[illegible]、[illegible]、[illegible]自[illegible]、其[illegible]北に[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]南、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]を以て、[illegible]に[illegible]、[illegible]一[illegible]自[illegible]北[illegible]、[illegible]は[illegible]南なる[illegible]。其[illegible]、[illegible]は、今に[illegible]に現存すれば、[illegible]すべき[illegible]、[illegible]、[illegible]て[illegible]、河内[illegible]、[illegible]と云[illegible]ふことなる、[illegible]、[illegible]、[illegible]名[illegible]て、[illegible]に[illegible]、[illegible]、[illegible]く河内[illegible]へも[illegible]しければ、河内[illegible]いはれしなる。

臺渡（ダイワタリ）　今渡里村の小字とす。[illegible]云、[illegible]、[illegible]に[illegible]、[illegible]山あり、之を[illegible]と云ふ、[illegible]、古[illegible]の[illegible]にて、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]を[illegible]、[illegible]、[illegible]坂と云ふ、[illegible]坂中より[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]にて、[illegible]、[illegible]地なるべし。

瀧坂（タキサカ）　臺渡の北なる小坂の名にして、今も[illegible]あり、[illegible]

古の曝井（サラシヰ）の跡と考定せらる、其北なる瀧は、古の河内驛の津とす。

（曝井）

那珂郡曝井歌

三栗の中に向へるさらし井のたえずかよはむそこに妻もが、〔萬葉〕

風土記云、那珂郡河内驛、當其以南、泉出坂中、水多流尤清、謂之曝井、縁泉所居村落婦女、夏月會集、浣布曝乾（黒崎氏常陸紀行云、往昔、天平年中、常陸國より[illegible]を貢進し、風土記に、那珂郡に曝井ありて、村落の婦女集會して、布をさらすよし見えたり、今は何れの地なるを詳にせず、今大宮驛下は更なり、其[illegible]、其上品なるものは絹帛とひとし、土俗目して前白と呼ぶ、又此綿布を黒染にし、黒保留（クロボル）と稱し、高品たり、下野眞岡よりも曝布を出せり、最名有り、常志云、萬葉に曝井の次に、手綱濱の歌をのせたり、この手綱も常陸なるを、八雲御抄等には、曝井紀伊國とせられしにより、これなも紀伊の名所になされたり、誤により[illegible]こととなり、近世或は曝井を以て武藏の名所とするものあり、これは、萬葉に武藏小埼沼歌の次に、これをのせて、那賀郡云々とあれば、武藏の那珂郡と見誤れるなり。

大部（オホブ）

（飯富）（横曾根）

今飯富（イヒトミ）村と改め、岩根、藤井などを合す、[illegible]の北にして、上市の西北一里餘。近世之を飯富と改めしは、他州の例に、飯富を[illegible]と唱ふることあるに因る者にて、[illegible]ものゝみ。又中世以來、大部郷の稱あるによりて、之を和名抄大井郷に擬する説あれど、從ひ難し。此地は、古の那珂郡の中なりと目せらる、倍に横曾根とも呼ぶ、[illegible]郡郷考云、和名抄那珂郡大井郷は、今の飯富村にて、飯富村は、[illegible]那珂郡大部郷とし、[illegible]所なり、六波寺、[illegible]院等の遺跡、[illegible]に永祿、天正の頃、大部平氏あり、[illegible]、飯富と改めいひとみと呼ぶと云ふ、飯富は元來おふの訓にて、大和十市郡飯富に同じ、[illegible]にして、訓於布なり、甲斐の[illegible]飯富兵部少輔はフを濁音に唱ふるを見れば、大部は古より飯富と書きたるにや、されば[illegible]其唱を改めしまでなるべし、[illegible]大井を於布、於不と唱ふるよりも[illegible]なければ、[illegible]にそれとも定めがたし。（[illegible]、大部[illegible]、大部のことを、横曾根の小大部とあり、[illegible]横房と云ふ、今村中大井戸の地に古井あり、里人之を大井社の御手洗と云ひ、北其十餘間、[illegible]神祠あり、即大井社なり、又[illegible]の地に高塚あり、江戸氏の[illegible]、[illegible]遠江守の居りし處と。）

眞佛寺（シンブツ）　大部に在り、今[illegible]に屬す。[illegible]、眞佛寺は、大部[illegible]、[illegible]眞佛房の遺跡なり、眞佛房、[illegible]、[illegible]なり、[illegible]られし人也、下野權現に詣で、[illegible]、世に念佛行者の[illegible]とはなれり、[illegible]記には、仁治[illegible]年といへり。

建借間神社（タケカシマ）　横曾根に在りて、今俗鹿島[illegible]と云ふ、[illegible]常陸國造の祖、建借間命を祭る、横曾根は古の[illegible]にして、後世大部郷とも唱へたり、[illegible]、[illegible]にも作る）の氏族の人々の居ればなり。或は、之を以て、式内大井神社に擬すれど、別に大井郷あれば、[illegible]、式内大井神社、今大部[illegible]あり、之を大[illegible]と呼び、[illegible]の大なるに因る、意富の氏族號と何の干係なし）仲國造の祖、建借間命を祭る、[illegible]、建借間命に就して、東[illegible]て、仲國造に定め賜ふ、[illegible]〔[illegible]〕

岩根（イハネ）　今飯富と共に飯富村に入る、[illegible]の北に[illegible]、入野川は、岩根の東南に至り、那珂川に[illegible]、[illegible]

成澤（ナルサハ）　今合せ、山本村の大字と[illegible]入れり、又[illegible]につくる。

藤井（フヂヰ）　今飯富村の大字にして、入野川の北岸に在り、常陸志料に、式内那珂郡藤内神社を、藤井村の古祠に擬せり。寛文二年、佐竹[illegible]に一郡の内、藤井村とみえ、[illegible]目録に、文禄四年、[illegible]の内、藤井一とある者、皆此地なり。

青山延寿[illegible]、遊長者塚記云、長者塚之西、可六里許、有一古墳、土人稱曰長者塚、西望[illegible]原、平原遠道、萬樹[illegible]、[illegible]之所管云、西見第十[illegible]之[illegible]、北望[illegible]

藤内神社（フヂウチ）　式内那珂郡の古社なり、中山氏は下茨城郡谷津の一祠を以て之に擬し、栗田氏は藤井の明神と論定す。[illegible]云、藤井村にある藤内明神は、[illegible]主命を祭ると、[illegible]、[illegible]十一月十日」まで[illegible]、[illegible]、[illegible]氏、[illegible]」と正しく[illegible]、[illegible]に藤井と云とつたへたり。（北條時鄰の鹿島志に、藤内[illegible]やの説あり。

入野川（イリノ）

又飯野川に作る、水源は西茨城郡の管内なる鹽子、並びに赤澤の山中に出て、東流、[illegible]、[illegible]、[illegible]（南岸）藤井、岩根（北岸）を經て那珂川へ[illegible]す、[illegible]七里、一名藤井川。

入野郷

和名抄、那珂郡入野郷、今〔…〕へ入り、小松村及〔…〕、大字入野を存す、那珂郡〔…〕の西北にして、〔…〕の北とす。

那珂郡志云、入野は今二郷あり、一は下入野と云ひ、一は上入野といふ、何れも村なり、〔…〕、上下に別つ、本郷は上入野なるべし、今按に、鹿島神宮〔…〕に、那珂郡〔…〕、上入野に在り、下入野へ入野は、往昔常陸に入野と云ひ、又飯野に作る、中郷、仁治二年、鹿島神宮、常陸国那珂郡住人、那珂富家重、依博奕之科、留神職、領合飯野兵衛忠久入野五郎三郎、同三郎等、寄附〔…〕入野郷〔…〕氏、那珂郡〔…〕。

(野簀)

小松寺

中山氏云、入野村小松寺は、萬書によれば、小松内府重盛の家臣、平貞能、彼の遺骨を守りて、重盛の後宮〔…〕を伴ひ、常陸に入り、常陸大掾の一族と、〔…〕と同宗なり、其の〔…〕、一寺創〔…〕の境にて、貞能に附す、貞能其地に常陸を創立す、諸国に小松寺と称するものありと云へども、〔…〕、常陸の国の小松寺は、〔…〕六分〔…〕、其地に〔…〕の地なりと、〔…〕一派の〔…〕、〔…〕、寺の中興し〔…〕、寺の〔…〕也。〔…〕々をして、入野の里に、小松寺〔…〕ふは、かかし小松の大臣の墓所、〔…〕かくれたまひてのち、大臣〔…〕に出家し、諸〔…〕のために造立し侍るとかや、則大臣の位牌を安置して、今の世までも不断の勧行を誦しけるとぞ。

增井

今上入野、増井と相合ひ、小松村〔…〕、宍戸より〔…〕、古内、鷲子の山中へ入る〔…〕、上古内より増井に〔…〕、古内は更に四里半に在り。

村中に〔…〕あり、いかなる大事に〔…〕も〔…〕し、之〔…〕と云ふ、〔…〕、永正二年の比に、〔…〕那珂〔…〕寺の名あり。

鹿島神

[illegible]

古内

今〔…〕、〔…〕、〔…〕と相合せ、〔…〕、入野の〔…〕にして、入野川の〔…〕に在り、〔…〕に〔…〕

[illegible]

清音寺

古内に在り、〔…〕宗の古〔…〕にて、〔…〕と〔…〕、〔…〕

[illegible]

勝見沢

今〔…〕、古内と〔…〕の間に在り、〔…〕

[illegible]

青山

青山、〔…〕

[illegible]

村へ屬す、昔古は石上郷内の地域、
延喜式、那珂郡に吉田神社といふあり、今此地に存せず。
往年、此地の古社に、[illegible]を以て今の地に移せしにや、[illegible]
なる事の人の[illegible]、[illegible]
もい、或[illegible]、[illegible]
佐竹義昌(?)氏に、[illegible]塔頭、[illegible]、[illegible]
と見ゆ。

石上郷（イシガミ）

和名抄、那珂郡石上郷に作る、[illegible]入り、
石神内宿村の中、石神外宿村、[illegible]村の當
今なとに當る地なるべし、那珂、入野二郷の北にして、
古は常陸道に在り、[illegible]山積自然る
郡郷なり、今石神の下村に石神といふあり、是れ郷名
の遺なるべし、且[illegible]に石神あれば、そ[illegible]郷中なり
けん、[illegible]
傍の上方に在りしなるべし、[illegible]
て[illegible]、[illegible]なし、[illegible]
石名坂の石坂と[illegible]、やまず、[illegible]
時これを[illegible]して[illegible]
一は石名坂にて、一は石神村に在り[illegible]
り、一は是これなり[illegible]
石を以て名とせしは、石の[illegible]あり[illegible]
ふに古代は石塁と云けんを、分ちて石上郷石下郷な
ぞ、後に立て一郷となさるゝに及びて、石下郷を廢した
るならん、此郷、中世には那珂[illegible]の内にして、[illegible]
郷子庄に入りたり。

石塚（イシヅカ）

今中岡、上[illegible]を合せて、石塚村[illegible]
北一里にして、上市を去る三里余。
[illegible]常陸紀行云、[illegible]の古城址、佐竹[illegible]
時也、其先は[illegible]
あて石塚氏を稱ふ、[illegible]、大[illegible]、[illegible]氏
宇都宮の役に[illegible]て、矢に[illegible]たりて死せり、[illegible]
衛、[illegible]衛の子孫と[illegible]いふ、[illegible]、源一
郎と號す、天正中、佐竹氏常陸大部[illegible]となりて、[illegible]
替後の地へ[illegible]し、[illegible]、佐竹氏
[illegible]へ移封[illegible]、[illegible]。

佐久山（サクヤマ）

石塚村の小字にして、古は佐久山[illegible]と云ひしを
て、今は[illegible]の田畑に呼ぶ、[illegible]、[illegible]寺は石
[illegible]に在り、[illegible]、佐久山多聞
院と號す、[illegible]
[illegible]と[illegible]、[illegible]一上
人[illegible]、[illegible]也、高野山寶
[illegible]上人
[illegible]

中内（ナカウチ）

今石塚[illegible]の大字、[illegible]に係る、[illegible]
に、ナカノウチと[illegible]
[illegible]

(下[illegible]) ([illegible]上)

[illegible]
接するに[illegible]、[illegible]の一郡は、[illegible]に屬る、[illegible]
晴氏、其[illegible]今[illegible]村[illegible]にあり、[illegible]
替兵庫介と稱す。[illegible]、常陸
國住人、那珂中左衛門尉[illegible]とし、[illegible]、天田
郡大呂村、金山城主、大中臣那珂[illegible]、當[illegible]
を移すとあるに合せし、大中臣姓なるを見る、[illegible]
に、藤原姓とするは疑ふべし、那珂氏及び[illegible]
事は、那珂東郡江戸の下に詳にす。

寶幢院（ハウドウ）

中岡に在りて、昔方の[illegible]とす。[illegible]、上
泉の寶幢院は、眞言宗、[illegible]寺と號
し、[illegible]二十八[illegible]、[illegible]上人の開基にして、[illegible]
住上人居住の地、當流第一の道場なり。[illegible]
八祖上符、[illegible]上人、下[illegible]村人也、常
陸那珂[illegible]、[illegible]山寶[illegible]村[illegible]也、第廿九[illegible]、寶宗
住、[illegible]
吉弟也、同[illegible]三世、[illegible]
也、[illegible]
南山、[illegible]之[illegible]、[illegible]、下國之[illegible]
云々。○[illegible]は、日[illegible]山[illegible]と[illegible]
す、當は久慈郡太田村に在り、文[illegible]中光圀[illegible]
水戸に移る、佐竹氏移封の後、光圀[illegible]
へども、當[illegible]に光圀[illegible]の名跡を存して、[illegible]
[illegible]を進送す、元祿中、中岡寶[illegible]寺内へ移る。
[illegible]、上泉の[illegible]
社名[illegible]、日下[illegible]に、[illegible]
のみと、されど、上泉は石塚と[illegible]
[illegible]せらるれば、[illegible]に[illegible]
[illegible]し、[illegible]なまつ。

高久（タカク）

今[illegible]の大字とすれど、石[illegible]の[illegible]にして、古の
石上郷の中に[illegible]
[illegible]
る事を[illegible]。

[illegible]紀行云、高久村に鹿島高ありて、[illegible]上の昔[illegible]たる[illegible]り」と[illegible]、今[illegible]の古蹟あり、又社内に夜叉[illegible]あり、其古蹟に[illegible]、傍に一小祠あり、[illegible]上[illegible]佐竹[illegible]男[illegible]此地に食邑せしにつ。[illegible]の頭[illegible]

[illegible]天文十[illegible]月廿六日

[illegible]

阿波郷（アハ）　[illegible]、今[illegible]部へ入り、[illegible]岩[illegible]村にあたる、[illegible]に大字[illegible]の北とす、[illegible]を過ぐ[illegible]なり。

[illegible]、今[illegible]部大山、[illegible]なり、大山は[illegible]山の訛に[illegible]、式内阿波[illegible]あり、[illegible]大山を[illegible]、大山阿[illegible]、天文[illegible]年[illegible]と云ふ（鹿島[illegible]目録）[illegible]、中[illegible]あり」なり」[illegible]、佐竹[illegible]年中[illegible]建立、[illegible]

り、此河にては郡名を冠せり、風土記、[illegible]、上流に[illegible]

圷（アクツ）　今[illegible]を合せ、[illegible]村と云ふ、[illegible]とは、[illegible]へり、[illegible]の下の地を云へり、[illegible]入[illegible]地[illegible]りと云へる[illegible]、倭名鈔に[illegible]アクツ[illegible]と訓[illegible]名に、[illegible]野、[illegible]山の地名見ゆ。

大山（オホヤマ）　[illegible]山に[illegible]、今[illegible]。[illegible]の北なり、石[illegible]里。

[illegible]、式内阿波山上神社、今大山村にあり、此[illegible]の四男、[illegible]大山とは北[illegible]故、[illegible]鹿島神領目録に、[illegible]佐竹[illegible]大山[illegible]即此地を云ふなり、[illegible]阿彌陀院、天文廿一年金鼓の銘に、[illegible]見ゆ、また大山氏は、[illegible]大山村、内田村、及び高久の[illegible]元年、高久[illegible]大山[illegible]二年、佐竹[illegible]化[illegible]に於て、合戦あり[illegible]

阿波山上神社（アハヤマノヘ）　[illegible]

採根（ウネ）　今[illegible]村と[illegible]、大山氏[illegible]

岩瀬（イハセ）　今[illegible]、高久[illegible]を合せて、[illegible]大山の[illegible]山中に在り、式内[illegible]神社あり、[illegible]大山[illegible]佐竹[illegible]見ゆ[illegible]

鍋高野（ナベタカノ）　今[illegible]村の大字に[illegible]、[illegible]の遺址あり。[illegible]佐竹氏の世、[illegible]、[illegible]八寸五分、[illegible]

富、高野村[illegible]、[illegible]時」と書し、石に「天正九年七月廿三日、大目部[illegible]」裏には「大目部田代[illegible]久在[illegible]」故に、かく二枚に[illegible]つるものと思はれたり。

（穴澤）**阿野澤**（アノサハ）　又穴澤（アナサハ）と云ふ、今大山に合せ、[illegible]と云ひ、大山の北半里。[illegible]に至る、[illegible]へり。鹿島神領目録に、[illegible]一石と見せ、佐竹[illegible]譲状に、「[illegible]穴澤[illegible]」と見え、[illegible]

（赤澤）[illegible]

（檜山）**伊勢畑**（イセハタ）　今檜山（ヒヤマ）を合せて、伊勢畑村と云ふ。穴澤、赤[illegible]下檜山とあり。

那珂郡

（那賀郡）（仲國）

那珂郡

今那珂、久慈二[illegible]、那珂郡と云ふ、[illegible]面積凡そ十四方里、人口十萬、[illegible]

[illegible]茨城、久自二國の中間の謂ひか。鹿島郡の地も、もと仲[illegible]

[illegible]崇神帝の時とするは、少異なれど、大差と謂ふへからず。[illegible]

[illegible]養なり、初め常道の域略定まりし時より、其中にある地[illegible]

[illegible]公、御間城入彦天皇之後」とありて壬生直なし、郡領とな[illegible]

從五位下、天應元年、那珂郡大領正七位下宇治部全成、授外從五位下、以進軍糧也」など見えたり、（按、姓氏[illegible]宇治部直、宇治[illegible]、宇治山守連等[illegible]）四百、風土記に一[illegible]其大概を了すべし、また按、戸令「凡郡、以廿里以下、十六里以上[illegible]

（奈何郡）

那珂東郡　[illegible]

[illegible]十二町一反半

[illegible]今泉十一町

按、[illegible]今泉までの今[illegible]田の邊は、正しく中古の吉田郡内なれば、本書に脫簡落紙あることとし、猶考ふべし。

久慈西郡（クジニシ）　中世の分郡にして、大略、久慈川の右岸をさす、[illegible]那珂西郡と相合せ、那珂[illegible]當郷にあたる。文祿検田の時、[illegible]

郡と爲る。

弘安樹文、奥郡久慈西二百四十八町八段百四十歩と、又佐都西の中に、石神、額田の村名を收めたれば、下游右岸は、佐都郡と爲すか、猶考ふべし。

子息五郎義直(イ武)六郎義冬軍忠事、於義直者、去年七月廿四日、武藏國鶴見合戰之時、致討死、至義冬者、今年二月六日、於常陸國久慈西郡、誅伐楠判官正成代官之時、致討死條々、殊所感思召也、於恩賞者、追可有其沙汰之狀、如件、

建武三年九月廿八日　花押(名字未詳)

佐竹上總入道殿(正宗寺文書)

二階堂出羽幸鶴丸申、常陸國久慈西郡內、中寺田村事、佐竹左馬助押領、其以無謂、宍戶安藝權守相共、莅彼所、任觀應三年九月一日安堵御文之旨、不日可被沙汰付下地於幸鶴丸之狀、如件、

貞治四年正月廿二日　(判)

東條能登守殿(武州文書)

奥郡(オク)　晋要鈔、治承四年の條、佐竹氏の領せる奥七郡と云ひ、文治三年、常陸國奥七郡の目を擧げ、

多賀　佐都東　佐都西　久慈東　久慈西　那珂東　那珂西

とあれば、那珂以北の地を指す。税所文書、應永中の切手員數にも、奥七郡といひ、佐竹氏の寡占有せる郡鄕とす。

那珂川(ナカ)　今茨城、那珂二郡の界河にして、水戶府市の北を過ぎ、東三里にして海洋に入る。其海口を古名阿多可奈(アタカナ)湖と云ひ、今其北岸は、湊町と云ひ、(那珂郡に屬す)南岸は磯濱、祝町(茨城郡に屬す)なり。水源は、下野國那須郡に發し、河線四十餘里。

六十五大川流域志云、那珂川は、水源下野國那須郡男鹿岳の頂、男鹿沼、及び板室村山谷より發し、寒井村にて黑川、佐良土村にて箒川、南向田村にて荒川、常陸國那珂郡三美村にて小川、東茨城郡飯富村にて藤井川、全郡細谷村にて千波沼を入れ、川又村にて涸沼の下流內川を入れ、東茨城那珂郡界を經過し、那珂郡湊村に至り海に入る、河線四十二里、濶凡百間、航路二十九里。○新篇國志云、中世那珂郡を二分して東郡西郡としたる時は、那珂川を以て其界としたり、文祿以來、那珂西の地悉く茨城郡に屬するを以て、この川那珂、茨城二郡の界となれり、風土記那珂郡の條に曰「自郡東北、隨粟河、而置驛家、(本近粟河、謂河內驛家、今隨本名也)」云々とあり、この粟河(アハ)は即この川を指せるなり、河內村今尙この川邊に存す)粟を以て名とせるものは、この川下野より本國に入てより、數里の間、南の片岸は悉く那珂郡阿波鄕に屬するを以てなり、凡本國の內に水流多けれとも、流海を除きて外は、この那珂河の上に出るものなし、これにつぐものは久慈川なり、中秋の候、この兩河多く鮭魚をとる、那珂川尤多しとぞ、又鱸魚を釣る、味至て美なり。

(河粟)

郡鄕考云、那珂河は風土記に粟河と稱す、萬葉集には中(ナカ)とよめり、此河兩源ありて、下野國より起る、東源は那須郡茶臼嶽に發し、南流して毘沙門岳をめぐり、板室、鍋掛、越堀など云ふ諸村を歷て、黑羽城の西を過ぎ、烏山城の東にかゝり、西源は鹽原山より出て、宇都野、佐久山、福原等を經て、佐良土に至り、二派合流し、(兩派共に十數里を經る)又十里を南行し、始て本國の境に入り、今茨城那珂兩郡を界して、又南流十里、水戶城の東を經て、南行二里、涸沼の下流來り會し、東海に歸す、此河漕運の利は上黑羽(クロバネ)に止る、又涸沼にも至るべし、上流は年魚を産す、鮭は秋時上下流共に網すれども、水戶城近きあたりにて獲たるもの、其味尤美なりと云ふ、海口狹淺にして大舶を容れず、只桧前、陸[illegible]より小舶の漕運多し、那珂の湊といふ。

(川中)

湊(ミナト)　今湊町と云ひ、人口一萬三千、水戶の東三里、那珂川の海口左岸の津市なり、故に那珂湊と云ふ。津市の形狀は、銚子(下總)に比して稍小なり、市街の西南の一丘を御殿(ゴテン)山と云ひ、那珂川は其山の西より南に繞り、北に折れて、市街の東を繞て海に入る、海口の北丘に燈明臺あり。又近年、那珂川に架橋して、海門橋といふ。

湊江に旅寢の床は波もただ枕のうへによするとぞきく

那珂の湊に宿りけるに　內藤義泰

新志補云、鹿島利氏が康永四年知行注文に「常陸國戶田野鄕給主職、浦津濱湊(河海等)」とあり、浦津濱湊とは今の湊村より平磯前濱邊までかけて云しなり、河海とは那珂川と東海とを云る也、この湊は、南部、仙臺、相馬、岩城邊の廻船入津し、又下野、或は白川等の地より、那珂川を下り、此地に至る舟あり、海老澤、網掛等の地に、涸沼湖を通して舟運し、吉影、當々崎へ駄送し、北浦、利根川へ出でて、江戶へ運送す、土俗交易を業とし、漁獵を業とす、故に人口尤多し。

那珂湊(ナカ)　古名阿多可奈(アタカナ)湖と云ひ、風土記に、香島郡の北至は「那賀、香島堺、阿多可奈湖」とある是也。舊說、阿多可奈湖を、涸沼にひきあてしは誤まれり。又名義は、暖水ならんなど云へるも信け難し。紀伊、加賀の海村に、安宅(アタカ又アタゝ)とあるに合考すべし。

湖字、萬葉集に、吉名之湖、明石之湖は湊と訓せり、こゝも湊と訓せし也、萬葉集にみなとゝ訓せし處は、殊に多く見えたり。

水路志云、那珂湊は大吠埼(銚子)と鹽屋埼(磐城薄磯に在り)との、約中間に位し、筑波山の女體獄尖頂を西に望むの地にあり、人口約一萬七千餘、那珂川其間を貫流す、此近海にては、商業繁榮の一地方たり、然れども港

(阿多可奈湖)

堺狭隘、汚底險惡、暗礁散布し、激浪絶えず起り、小舟といへども航行自由ならず。「近世、那珂湊の切割とて、涸沼より北浦に達する運河の計畫あり、古へ寛永年中、松波勘十郎、紅葉運河を造り、成らず。後ち安永五年に、江戸幕府の公議にも上りしと云へども、果さずして止みぬ。此計畫にして成らば、水戸より江戸に至る、專ら河川航路に由るを得、鹿島灘、九十九里沖、乃至安房岬、走水峡を經ることなくして、通運自在ならん。(湊町は、古來富庶の名あり、水戸藩の、此口を以て、咽喉と爲しは云ふまでもなく、船庫が置かれ、水師の經營をも此に於てせり。天保以來は、殊に海備を加へ、砲臺を建造し、又穀會所とて、米市は寛政中より之を公許したり。

八月十日、望那珂浦、舟車倒行、　常山

雨晴雲未收、探嶂放耳望、月向東南下、水分左右流、幾畳紅嵐時、雁落白雲洲、東門[illegible]賦、山陰傳子遊、揮毫聘俗句、更酌共忘憂、滄陽孤付驚、古書南岸秋、片帆風萬里、一棹煙波外、蒼茫極天地、魚鳥入寸眸、

柏原神社（カシハバラ）　今柏原神社と改めて、神武天皇を祭ることゝなる。昔來、湊町の鎮守にて、柏原明神と唱へ、津明神一座祭られたり。舊無、皇祖の宮名に同きが故に、近年祭神を改易して、世の凝聴を引くと云ふにすぎず。

三十五反の帆をまきあげて、行くか仙臺石の巻、行くよネ、仙臺、イソ石の巻」押せやおせおせ二丁櫓で押せや、おせば湊がちかくなる、おせばネ、湊が、イソ近くなる」

御殿山（ゴテン）　湊町西南の高丘にして、日和山とも云ひ、其下を河水流れり。南岸は磯濱、岩船山なり、此丘、元義公以後に別殿在れど、其後は今の機関に置かれしとも云ふ。湊御殿と云ひ、水戸侯の別館、饗賓閣と云ふ、元禄十年、西山公の經營なりしと。公の歌に「秋もけふなかの湊の浦風に雲もあとなく晴るる夜の月」とよみたまへり、元治甲子の兵亂に焚毀せらる。

沖津風あらしを音にたて山のふもとによるやあまのつりぶね、　落合　秀之

常陸紀事云、元治元年七月、幕軍與筑波賊戰于高道祖、不克、市川與其黨歸郡、相謀曰、先即制人、宜自我下手、已入水戸、矯藩命、囚武田田丸以下某等、大張人勢、不先誅内奸、何以伸大義於天下、乃糾諸藩之兵、率歩騎五百、赴水戸、會長人思圖、幕府諸老要藩主、將容啄、乃遣支藩松平賴徳、(宍戸侯)率藩士榊原、富田(大發勢)以下、名爲鎮撫、武田山國等其黨在小倉原、迎謁請從、行至[illegible]四百人、市川[illegible]拒不納、遣野以待、賴徳至、市川[illegible]守、請其[illegible]入城、賴徳怒曰、我代藩君來領國内、誰敢拒我、何故汝指揮、[illegible]、[illegible]兵發炮、賴徳與丸山下、賴徳遷[illegible]、武田[illegible]純[illegible]戰、[illegible]八人、賴徳與[illegible]田以下[illegible]日、[illegible]、[illegible]可以日育[illegible]、此[illegible]不便、[illegible]、市川[illegible]日[illegible]得[illegible]、據那珂湊、[illegible]、[illegible]衆引退、市川[illegible]、[illegible]以待、諸士奮戰、[illegible]磯濱據之、由[illegible]湯川[illegible]戰、戰日不決、[illegible]、小川、[illegible]、協力[illegible]、奮戰[illegible]那珂湊、以[illegible]、移[illegible]據之地、賴徳[illegible]日[illegible]、[illegible]召見[illegible]田顯次、[illegible]、[illegible]、要[illegible]、與市川[illegible]同其事、[illegible]、市川[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、那珂湊、[illegible]、[illegible]、[illegible]、福島、[illegible]、下[illegible]、[illegible]、[illegible]、湊、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、安[illegible]擴[illegible]、[illegible]天下、[illegible]、[illegible]、小[illegible]、[illegible]、移[illegible]、[illegible]、[illegible]按那珂湊、[illegible]、九月、大舉薄那珂湊、武田山國田丸尊田諸人、兵凡二千五百餘、固守不屈、四出鬪數、毎戰出奇、所向披靡、有森小吏田中[illegible]之助、[illegible]矢丸之中、[illegible]日、[illegible]諸君請命、[illegible](賴徳)[illegible]罪、軍[illegible]以下所[illegible]、[illegible]出[illegible]見諸官、[illegible]請命作戰、[illegible]之、與[illegible]十八人出[illegible]、[illegible]、日[illegible]、[illegible]、[illegible]請命、市川[illegible]日、不戰賴徳罪、則是軍[illegible]名、[illegible]宮得、縛送江戸、[illegible]、從者[illegible]、[illegible]大久保以下[illegible]、戸田[illegible]次、[illegible]田健次、久木直次三人、[illegible]傳那珂湊亡在日夕、[illegible]擇、忠[illegible]諸士與[illegible]往其就[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]田二人[illegible]、以立功[illegible]、二人諾、夜[illegible]各[illegible]、[illegible]、[illegible]不可、日是大炊[illegible]也、翌日火起、[illegible]軍[illegible]各[illegible]攻、乞降者千三百人、結紅巾白[illegible]、不降者奮戰[illegible]、武田[illegible]田與其[illegible]千餘人出走、[illegible]隊會于大宮[illegible]、[illegible]進[illegible]、諸士[illegible]兵待之、[illegible]、[illegible]不可逆、[illegible]十月二十三日、

[illegible]山紀末云、是に遠馬侯の目代として、松平大炊頭頼徳侯は、八月十日、水戸城へ出向はれしが、市川三左衛門等發砲して入城を拒みければ、侯は之を避け、磯濱に屯集したる諸生黨を追拂ひ、同所陣屋に滯留せらる、此時武田伊賀も同じく磯濱に警衛しており、今は兵力を以てまづ内亂を平ぐる外に成算なしとて、藤田等の議を容れ、兵食を集む、十三日、砲隊、祝町下新臺場へ繰り込み、軍艦奉行御預りの大砲、及び和田の臺場大砲をも引出し、日和山の臺場、龍の口渡船場より打出す、十六日曉天、侯の指揮に由り大發砲、武田の一手、渡山[illegible]、小舟數艘にて乘り出す、諸生黨之れを見て、饗賓閣の築山の上に百目砲を据ゑ打出せと、朝[illegible]の法を[illegible]ふ矢筈に中ら[illegible]間に、最早小川坪に布陣し、釋迦町に火を放ち、饗賓閣へ打掛かる、諸生黨狼狽、刀槍を揮ひ華藏院内に於て接戰す、大發軍轉して反射爐に在る黨を一攻めに打破り火を放つ、敵叶はず

[illegible]館山へ[illegible]げたり、寄手數十人を[illegible]、大小砲を[illegible]、小山の[illegible]田[illegible]、飯田軍[illegible]、挺身[illegible]攻[illegible]の[illegible]經[illegible]こと能はず、戰[illegible]、[illegible]火を放ち、[illegible]を指して西方[illegible]に於て、共に[illegible]湊へ移り、[illegible]門[illegible]を渡り、又武田正生は小川館の衆徒を[illegible]館山寺[illegible]寺に營し、筑波勢は[illegible]磯村各所に宿營したり、かくて日を經る中に、水戸に江戸及び諸藩の兵士來[illegible]し、[illegible]陣を伺ふ、西南の方、小泉口、岩船には、[illegible]川を隔て、大軍を渡すに便ならず、西方、柳澤口は、反射爐に[illegible]地の砲臺之れに備へ、館山には武田の一手之れに陣し、犄角の勢を爲し、容易に攻入ること能はず、獨り東北方には、磨漠たる部田野原あり、大軍を運るには屈强の地なり、是より打込まば館山をも破り、港内にも攻入るべきに似たり、十月九日、諸軍を部署し、福島藩の兵は一本松より前濱口へ、左[illegible]藩の兵は部田野より館山へ、市川三左衛門一手の諸生[illegible]、及[illegible]農兵は前濱より一本松、明神山へ、宇都宮藩の兵は馬渡口へ、新發田藩の兵は和田の[illegible]場へ、幕軍小[illegible]織田伊賀守は[illegible]を率ゐて[illegible]塚へ、出て[illegible]、步兵頭河野伊豫守、御目付頭深津彌右衛門之を授く、[illegible]四千人、十月十日を以て[illegible]、市川まづ前濱一本松より明神山の方へせまる、云々。○[illegible]の反射爐は、柳澤村の水中[illegible]と共に、烈公、安政四年の[illegible]に[illegible]り、[illegible]の工[illegible]たり。甲子の[illegible]後は、[illegible]壞に付せられ、今は遺礎だに見ることなし。

華藏院（ケザウ）　[illegible]町[illegible]山の邊に在り、[illegible]、中山寶[illegible]院の[illegible]をうけて、近世寺領十五石、[illegible]寶[illegible]院[illegible]縣云、廿八[illegible]上[illegible]、寶[illegible]院開山[illegible]也、[illegible]十二年、江戸華藏院、[illegible]附屬、[illegible]流之佛法、此授法之始也、同二十九年、青山地[illegible][illegible]寺、授[illegible]、[illegible]十一年、[illegible]寺[illegible]、[illegible]年、[illegible]寺[illegible]、[illegible]光寺[illegible]。

淨光寺（ジヤウクワウ）　[illegible]の[illegible]光寺町、[illegible]中[illegible]山[illegible]、[illegible]壇[illegible]、林[illegible]吉田[illegible]中の[illegible]山と云ひ、[illegible]、二十四[illegible]、吉田[illegible]僧房の名蹟[illegible]つたへ、今に[illegible]の名[illegible]とす[illegible]田門侶交名に、唯佛房[illegible]光[illegible]、奥羽[illegible]吉田枝川に建立と[illegible]ふるは、[illegible]。又淨光の門弟に、奥州フカエの圓光と、交名に見えたり、奥州の人と信ぜらる[illegible]、[illegible]當國に移れるならん、[illegible]志云、淨光寺、[illegible]山と號し、二十四輩の第廿一也、開基は唯佛房、俗姓、梅原華人佐頼貞、其先[illegible]梅原に居るを以て氏とす、[illegible]當國に[illegible]、[illegible]の德に歸し、貞應元年、法躰して唯佛房と號し、那珂郡枝川村に寺を立つ、中比水戸の江戸氏[illegible]の側に移す、凡其世數を考ふ[illegible]、[illegible]の弟、[illegible]は[illegible]房と號す、[illegible]は光[illegible]丸、中納言君と稱す、兄の跡をつぎ、奥州舘にして多く門下を[illegible]む、光[illegible]寺は其一也、其子[illegible]は[illegible]房、中[illegible]君と稱す、[illegible]後[illegible]にて多く門下を[illegible]む、恩[illegible]寺其一也、其子[illegible]、幼名光養丸、中納言公と稱す、[illegible]は其弟子唯念[illegible]、中將公と稱す、其子[illegible]、下[illegible]に於て門下を[illegible]む、西光寺其一也、すべて唯佛より以來十四世に及ぶ、この時、城主江戸重通、佐竹氏の爲に滅せられ、佐竹氏水戸[illegible]を[illegible]し、寺地[illegible]内となるに依て、當寺の地に移さる、今の淨光寺は即其[illegible]地なり、[illegible]長年中、當寺は[illegible]今の地に移さる、[illegible]四年あり、[illegible]に於て日本三部と稱する其一也、[illegible]、[illegible]法[illegible]なり、則に「光養丸十四才、[illegible]弘願」云々の[illegible]字あり、弘願、光養丸は皆當寺の歷代なり、正信偈文、[illegible]外御文と稱するもの、共に蓮如の筆なり、[illegible]云、[illegible]、其[illegible]波部にあるべき由緒なるに、[illegible]止へ一名、永[illegible]、又[illegible]寺に[illegible]り、[illegible]今[illegible]出せり、[illegible]り、大刀[illegible]見えたり[illegible]云々と[illegible]に[illegible]たれども、[illegible]の[illegible]男、貞[illegible]なく、水戸の故城にて、[illegible]と云ひ[illegible]りにて、[illegible]なつくらんこと、[illegible]。

平磯（ヒライソ）　今平磯町と云ふ、人口七千、[illegible]海岸に在りて、其岸邊の亂石危礁は、波濤の上に出沒す。而も礁間僅に小舟の漁舟を容るゝありて、[illegible]の來往に便す。

（列酒）

平磯の北二十四町を、磯前（イソサキ）と云ひ、酒列（サカツラ）磯前祠あり、されば、此濱邊は　古名酒列（サカツラ）なるべし。萬葉集十四、

左奈都良の[illegible]に[illegible]さかなしき[illegible]
そともは[illegible]、

とある左奈都良（サナツラ）[illegible]、[illegible]ふ景致に副はず、[illegible]し、[illegible]作る者あり。

（頗逆）

六段田[illegible]、[illegible]日[illegible]通[illegible]當寺[illegible]」と、[illegible]志」

元治元年九月二十五日、[illegible]大[illegible]攻撃し、[illegible]諸[illegible]、[illegible]十[illegible]日、[illegible]生[illegible]、市川[illegible]廿[illegible]日、那珂湊[illegible]る。

酒列磯前神社

（幾崎）酒列磯前神社　今[illegible]の北、[illegible]に在り、[illegible]北
に[illegible]し、[illegible]四里の[illegible]を
擁す。[illegible]、[illegible]の[illegible]といへ
り。[illegible]年、[illegible]に[illegible]せらる。
[illegible]
可二尺、[illegible]、公[illegible]之、[illegible]
日當其石。
文德實錄「天安元年八月、[illegible]、酒列[illegible]
官社、十月[illegible]、酒列磯前[illegible]、日[illegible]
[illegible]
記す、史に[illegible]
ば、[illegible]と見
えたり、本社はいつの頃よりか廢せしを、寛文三年に、
[illegible]
[illegible]
[illegible]
源義公[illegible]に[illegible]て、[illegible]
[illegible]
考」
新志云、[illegible]
年、[illegible]
り、[illegible]の邊より中斷して二となる、手足亦折れたり、
其[illegible]
に[illegible]尺六寸[illegible]
[illegible]
りて、其村なる[illegible]兵衛門といへる[illegible]の[illegible]中に
移[illegible]、又同年、[illegible]、中に[illegible]
[illegible]
を存せりとぞ。

馬渡

馬渡　今[illegible]、足[illegible]と[illegible]、前渡村と改む、
[illegible]北一里、[illegible]
[illegible]
（寄足）足崎氏あり。○この地、古くは背塚村、二亦村と稱して、
[illegible]
[illegible]
合せて一村となし、馬[illegible]

前濱

前濱　[illegible]
なり。[illegible]二十[illegible]、南北二十九町に[illegible]、東
西南北[illegible]
[illegible]
今地に移居したりと云ふ。

幡田鄕

幡田鄕　和名抄、[illegible]
[illegible]
[illegible]
ひ、中野村に部田野てふ大字あり、以て證すべし。
部鄕考云、今部田野村是なるべし、北[illegible]村[illegible]の[illegible]、[illegible]
[illegible]
（野田部）[illegible]
書は年號なし、共に天正前の物なり）などあり、後部田
野に改む。

部田野

部田野　今[illegible]
[illegible]

中根

中根　今中野村の中とす、[illegible]
數多あり、何れも穴中に入れば、漸くに廣し、穴內を二
[illegible]
る[illegible]、上古穴居のときのあと[illegible]と云へど、人の
住せしさまにはあらず、必ず古代の葬所なるべし、[illegible]
[illegible]、三ッは入口四尺四方、中も
[illegible]尺四方、二ッは入口[illegible]尺四方、中に二間四方、七ッは入
口三尺四五寸四方、中四五尺四方、十は入口一二尺位、
中は[illegible]、[illegible]中に[illegible]あり、其[illegible]
きさ六寸[illegible]

柳澤

柳澤　今中野村の中に[illegible]
[illegible]
[illegible]
祝文にも、[illegible]岡田明神と申す」云々と述ぶ。されど、
地形部田野に密接し、此間に岡田鄕を挾み難し、三反田
[illegible]

武田鄕

武田鄕　和名抄、那珂郡武田鄕。○今勝田村、川田村
[illegible]、其[illegible]に大字
[illegible]
[illegible]竹田[illegible]
其氏人の來り住めるにや、[illegible]、及び鹿島治亂記に、
武田氏と云ふ[illegible]。○部鄕考云、武
[illegible]
[illegible]
弟、武田刑部三郎義淸、此地を以て氏とするに似たり、
[illegible]
[illegible]
ることと見ゆ

勝倉

（貝倉）勝倉　水戸下市を去る半里、水を隔てて相望む。○新志云、貝
[illegible]
[illegible]、吉田[illegible]、武田、貝倉の[illegible]

[illegible]
常陸國下　吉田郡[illegible]（吉田社文書）
可早任御教書旨、令領知武田荒野事、
右去二月十五日御教書、三月廿四日到來、偁、件別府、[illegible]行、[illegible]之名田、吉田[illegible]之上、可令[illegible]之由、[illegible]也、[illegible]於[illegible]者、進年[illegible]之間、[illegible]也、[illegible]之沙汰、[illegible]吉田之[illegible]、[illegible]件、[illegible]之旨、可令領知之狀、仰如件、宜承知、依件用之、以下、
仁[illegible]年四月八日　　散位[illegible]（花押）
目代[illegible]（花押）

三反田（道理山）又三多田につくる、今勝田村の内とす。○新志補云、三反田村の道理山（ロマヤマ）址は、大掾吉田氏の族なる、道理山九郎[illegible]の居り[illegible]にて、[illegible]址に、同[illegible]氏の起[illegible]、堀口氏、[illegible]氏なども同[illegible]にて、此遺に其名のこる。

枝川　今吉田、堀口、市毛と相合せ、川田村と改む、吉[illegible]田郷内なるべし。枝川は、水戸下市より海岸道[illegible]の[illegible]に[illegible]、那珂川の岸邊に在り、此より佐和を經て、久慈川、石[illegible]に至る、三里半。津田[illegible]は、即ち枝川に[illegible]、吉田神房といはれしと云ふ。[illegible]、此那珂川の北岸は、中世の吉田郡吉田庄の[illegible]、弘安[illegible]、那珂東郡の下に、枝河、津田の[illegible]、[illegible][illegible]田[illegible]、常陸津田の[illegible]、其弟子に村田の[illegible]、常陸[illegible]吉田の弟子にて、枝川の願成など見えたり。

市毛（津田）今川田村の大字にて、枝川[illegible]の北二十[illegible]町。市毛の西は津田とす。○[illegible]志云、[illegible]は、市毛村[illegible]の南隅に在り、[illegible]、[illegible]中に[illegible]といふ、[illegible]乙巳年、[illegible]を[illegible]しに、其中より[illegible]

[illegible]に一物なし、[illegible]の外に[illegible]大[illegible]、[illegible]、十[illegible]、[illegible]、當年今月今日」と三行に彫る、（石川久徵の考に、この經筒に、[illegible]、[illegible]なし、し、如何して常陸に[illegible]にや[illegible]、右經筒を西山公へ奉りしに、久昌院へ遣されたり、隱居の後仰けるは、[illegible]に、[illegible]、この經筒を[illegible]、[illegible]なり、[illegible]を[illegible]、寺號は一乘山無二亦寺と稱すべしと仰せられしに、其事果さで逝去あり、綱條公右の志をつがせられ、遂に寺塔を建立せらる、云々。〔[illegible]遺事〕

早戸川（ハヤト）津田の早戸川、常は小川なれども、雨ふること二三日に及べば、川上より水おし來り、急に一丈餘も高く、[illegible]、[illegible]公之を早利川（ハヤト）と名づく、[illegible]公の時、[illegible]の紅葉なうゑ、紅葉川と名けらる。〔[illegible]志[illegible]〕一名枝川と云ふ、[illegible]枝の[illegible]あれはなり

岡田郷　和名抄、那珂郡岡田郷、（今詳ならず、或は柳澤に擬したれど、彼地は幡田郷内なり、疑はくは武田郷の北にして、佐野村にあたるか。高場、石川、高野（カウヤ）などの大字ありて、岡田の名[illegible]ふ所あり、仍て假に此に係く、

佐和（高場）今田彦（タビコ）、稲田、高場、高野（カウヤ）等と相合せ、佐野村と云ふ。枝川の北二里（菅谷の東一里）、[illegible]道の[illegible]、[illegible]、水戸へ六町、石神三町（村松道は佐和の東一里半）
佐和は、[illegible]につくれり、天保中之を改む、高場は、な[illegible]と書し、菅谷村中野氏文書に、其名見ゆ。
この後かんにんぶんとして、かみたか場の地、諸家にあいまかせ、ならびに野の事、さしそへ候、ことにたといまの屋敷までも、なが〳〵さうゐ有まじく候、しよやくにおいても、まへ〳〵のごとく、よこあひ有べからざる事、吉田にまかせ候て、一筆なわたす所如斯、
[illegible]十年丁[illegible]、[illegible]月六日、[illegible]
おちへ。

（澤）[illegible]中[illegible]に、常陸の[illegible]、[illegible]、[illegible]せらる[illegible]ど、[illegible]く。[illegible]なあてたる地名の中に、カヒヤの轉訛もあるか。されど、峽谷の意とすれば、山間ならざるべからず、猶考ふべし。[illegible]中[illegible]、くひろきなば、澤といふ、ふかくせばきなば、かひやといふ、[illegible]おぼつかなし。

河内郷（カハチ）和名抄、那珂郡河内郷、○今[illegible]、[illegible]にいたる、[illegible]、那珂川（古名粟河）其西南を流る、延喜式、河内驛は、[illegible]に在りし如し、其[illegible]見す　古[illegible]、[illegible]以南に在りて、河内、石橋、[illegible]と連なる。石橋は今石神の地にして、久慈川の渡津を扼す。弘仁三年、海道を廢し、[illegible]、河内、[illegible]、山田田[illegible]其名を失へど、[illegible]に、
弘仁三年、[illegible]、河内、石橋、[illegible]、[illegible]、六驛、更建小田（山田なるべし）雄薩、田後等三驛。
とあれど、[illegible]し、[illegible]の田[illegible]、山田、[illegible]られしは、石橋以下の四驛にして、安侯、河内より新置へ通へるを判斷すべし。○今柳河と改めし河内村は、方[illegible]と呼べり、カハチの[illegible]に因る、鹿島久[illegible]に「那珂東カッチ」とあり。郡鄉考に、
河内郷は、今上中河内[illegible]、鹿島久[illegible]、上中下河内あり、今西蓮寺村は[illegible]下河内なり、[illegible]自郡東北、[illegible]、[illegible]、

今隨不名之)」粟河は阿波郡を經て來れる故の名にて、那珂河の古名なり、河を挾みて要害なるを以て、學長が宅は河西(當石郷)にあり、今長者屋敷と云ふ、注は河内の名義なり、此頃已に郷の事を[illegible]たりし、略本なれば其詳を知るべからず、

と述べしは、然るべきことなれど、河内以北の驛路は、山海の二線ありとし、

河内より山程は、雄薩驛に至る四里、今大里村、中世小里)雄薩より山田に至る三里半(山田、今谷田村其名存せり)山田より陸奥白河郡高野驛に至る十二里、(國界德田村まで八里、德田より高野まで四里、高野は今棚倉なり)河内より海道は田後驛に至る九里(今田尻村なり)田後より藻島驛に通す、長有は其地詳ならず、田後より國界勿來關までは七里なるべし、

といはれしは、信ずべし。

青柳(アヲヤギ)　今河内(カフチ)と相合せ、柳河村の名を立つ、河内の古渡の東南にして、水戸上市の對岸にあたる。故に、近世の俵上、棚倉への驛路は之を經せり、今太田鐵道の停車場あり。

青柳は弘安勘文、那珂東郡の一村として載せらる、心東鈔に、永正十三年、常宥杖、青柳郷道立長福寺の藏本。

五臺(ゴダイ)(鳥喰)　又後臺に作る、今本倉、鯉合を合せて五臺村と云ふ、青柳と菅谷の間なり、鳥喰は、佐竹古實錄に、今鳥喰(トリバミ)とある地にして、明細中に[illegible]。

稻田門侶交名に、鳥喰の願信房唯圓と載せ、其門弟に粟野招淨、同本淨等あり。然るに、下野[illegible]眞願寺の説に、鳥喰の住人、藤井八郎信親、出家して[illegible]の信願房と號し、下野那須郡粟野鹿崎に一院を建つと云々、とあるは、疑ふべし。何となれば、阿波郡粟野は、今茨城郡の地なり、又信願房も數人ありて所説紛紜す。

天正十八年八月、太閤秀吉、朱印書を佐竹義重に賜ひ、常陸、下野の地に於す、其領廿一萬六千七百五十貫文、且常陸諸氏の統領を命し、以して旗頭と日ふ、義重高年を以ての故に、子義宣をして代て之を督せしむ(新撰佐竹系圖、管由宗忠日記)是月、義宣江戸重通に就て、水戸城を假り、以て之に居らんことを欲す、重通許さず、是に於て、義宣[illegible]江戸氏を除かんと謀る、「[illegible]」曰、十二月十九日、[illegible]義宣父子、兵を將ゐて水戸城を[illegible]、[illegible]義宣先にして久慈河を渉り、進て後臺に至る、時に城中兵少し、重通僅に百騎を率ゐ、急に那珂河を[illegible]、[illegible]、[illegible]、赤沢地の兵を属し來り、奮戰突戰し、兵車を[illegible]に[illegible]、江戸の寄士、谷田部通直等相通じ、城を退き、力[illegible]く(谷田部萬思、[illegible]江戸系圖、佐竹家記)義宣寄に乗じて火を枝同に放ち、河を渡り城東に通る、重通戰捷し、引て青柳を渡る、義宣追撃し[illegible]生寺に拠るとき、義重の兵既に天王部に入れり、([illegible]江戸系圖、佐竹軍記)

日下部鄉(クサカベ)　和名抄、那珂郡日下部郷、[illegible]、日下部は、日下の二合字、其に作るは崩壊せる也、伯耆國前等に、日下部に作り訓若佐加倍なるに同し、而も、其地を詳にせず。或云、之を茨城郡日下塚村に引き充てたれど、彼地は石神郷内なり。今菅谷の地に、古部名の遺すべきものなし、もしくは此に存るべき[illegible]。

地理志料云、[illegible]、高山寺本、[illegible]、[illegible]之高、和名日部、高山寺本、佐男部、日本書紀、赤用此名、所出、今字也、佐伯宿日下部、[illegible]佐加倍、備前有日下、[illegible]、下[illegible]、円[illegible]、有日下部、昔日下部氏所居。

菅谷(スガヤ)　今菅谷村と云ひ、水戸より太田に通ずる常陸汽車、此に[illegible]由す、水戸へ六[illegible]、太田へ六哩、[illegible]、[illegible]の[illegible]に居るを以て、近年那珂郡役所は、此に置かれたり」

昔時、菅谷に武田山不動院てふ寺あるを以て、此地も武田郷の寄かといへり。されど、武田と菅谷は、形勢相依附する所なし。稻田門侶交名の中に、大門道圓の門弟、菅谷了圓あり。(不動院は、眞言宗、山根十二ヶ寺の内なり、血脈云、常陸宥尊、附法宥榛、竹田不動院開山爾、今菅谷壁立也)[illegible]志料云、菅谷の寄居、方二町、二重堀の跡あり、下野の高宇重宥住めり、江戸氏に屬したり、天正中、江戸但馬の妹、豐前へ嫁せし時、書を添て[illegible]場村の地を寄す(其亡高場の下に出す)

飯田(イヒダ)　今戸崎、湖上と相合せ、戸[illegible]野村と改む、菅谷村の西とす。〇古志云、飯田村一乘院は、眞言宗にて、法満山と號す、此寺もと、久慈郡太田の山吹にあり、後水戸の吉田に移し、元禄中今の地に移す、この地に有る一乘院の末寺、[illegible]山果湯門院と云ふ寺のありしを廢し、即一乘院を移されたり、[illegible]を挨するに、久福寺の開山たる[illegible]、と云ふ、[illegible]山寶幢院の開祖上宥の附法なり、[illegible]、佐竹の支族、小田野大和守義正の男也、始めて太田に一乘院を開基し、久福寺を其首に附す、此寺は佐竹の由入義盛の子なり、由入一乘の時、已に[illegible]、勤命せられ附となれり、佐竹氏水戸城に移るに及て、吉田藥王院の住職尊仁供奉を[illegible]て、[illegible]藥王院に居らしむ、佐竹秋田に移るに、[illegible]藥王院を天台に改す、之により、一乘院を吉田明神の向へ建立し、元禄十三年、久[illegible]一乘院を[illegible]し、當寺に[illegible]き金銭あり、[illegible]、飯田村に云々とあり、即久慈[illegible]なり

戸崎(トサキ)　今芳野村に大字として、此村蓮光寺の鐘とて、野州小藥村に保留する者あり、

奉治[illegible]、常陸國久慈吉郡、戸崎村、蓮光寺鴻鐘、右奉為、公家武家、[illegible]國豐、當寺現郡、除[illegible]災、寺内安穩、合法久住、[illegible]、[illegible]、三界有情、鎮

[illegible]

河東　[illegible]

國井　[illegible]

仁治三年、常陸國[illegible]

[illegible]

謫出獨魄千歳情、

[illegible]

田谷　[illegible]

戸村　[illegible]

大井郷　[illegible]

新志云、今下江戸村、古井あり、土人由來ある井なりと稱して、注連を引て不淨の用に充てず、これ古の大井[illegible]

る時は、此の大井もこれらと同しき靈泉なるべけれど、[illegible]

江戸（下江戸）　[illegible]

の別将に従て、佐竹貞義と、久慈郡[illegible]に戦ひ、又楢正家に聰し、金砂城を攻むと雖も、同年[illegible]四十三人と、増井獨松寺に自殺す、（[illegible]）[illegible]、獨り逃れて免るゝことを得たり、[illegible]氏に降る、正平五年、[illegible]、功を以て[illegible]、予通高、[illegible]江戸氏と[illegible]、[illegible]年、小野崎通郷と共に、[illegible]を攻め、戦死す「[illegible]」予通景、[illegible]、其宗大に衰ふ

小場（ヲバ）

今小野、三美を合せて、大場村と改む、戸村の西北にして、那珂川に[illegible]、[illegible]小場堰とて、那珂郡の[illegible]に灌漑す[illegible]、此を本源とす、対岸に赤澤堰あり

農史云、明暦二年、水戸藩封内、那珂郡小場村、[illegible]城郡赤澤村の二堰功成る、小場江堰、長七里、[illegible]江堰、長四里二十餘丁、[illegible]衛門の水[illegible]、那珂川の水を上ぐるなり。［水戸紀年］○鹿島久慈神領目録に、那珂東の内に、[illegible]と見ゆ、[illegible]、那珂東郡小場保、又那珂東小庭村とあるもの、昔此の[illegible]、義篤の庶長子、義躬、東方濱名氏の[illegible]、小場大炊助と稱す、伊勢畠郷、西鹽子郷、多珂庄[illegible]、[illegible]村、小庭村、中泉村、七箇を賓ぬ［[illegible]］

小野（ヲノ）

今大場村の大字とす、佐竹義[illegible]の三男、義久は、小野を家號とす、此に居れるならん［[illegible]紀行］[illegible]書、貞治五年[illegible]、[illegible]

三善（ミヨシ）

今大場村の大字とす、或は三美につくる、小野の西、野口の東にして、[illegible]の長者屋敷とつたへらるゝ地に、敗瓦を出す、寛永十八年、三善村田畑百二十一町[illegible]、[illegible]三美と書せず。

川邊郷（カハノベ）

和名抄、那珂郡川邊郷。○今大場村、野口村、[illegible]長倉村など、那珂河の左岸の沿岸に出でて、[illegible]郡名[illegible]ならん

郡郷考云、川邊郷は、今野口平村の内、川の邊と云ふ地あり、小野崎譜「伊勢守藤原公通の二子、川邊大夫通直[illegible]、那珂氏たり」云々

[illegible]とす

緒川（ヲガハ）

又小瀬川[illegible]云ふ、[illegible]、鳥子[illegible]に發源し、高部澤、檜澤を合せ、小瀬村を貫きて南下し、野口村の東南に至り、那珂川へ入る、長七里

野口（ノグチ）

今野口村と云ふ、平、門井[illegible]を合せ、那珂川の北岸にして、菅谷を去る六里、水戸を去る[illegible]里、野[illegible]常陸[illegible]島山へ[illegible]往來は、野口より山峡の間に入る。

鹿島久慈神領目録に、那珂東の内に「野口[illegible]斗」と見え、[illegible]、東西四十間、南北六十間、東門[illegible]、二重の堀をめぐらし、南を追手門とす、相傳て、野口[illegible]の居れる所とぞ。[illegible]○按、佐竹[illegible]の六子、[illegible]、初め太田郷馬淵に居り、馬淵小[illegible]と稱す、後野口に徒り、又[illegible]、故に[illegible]野口[illegible]、[illegible]年、[illegible]に戦ふ、[illegible]、[illegible]長七年、[illegible]に據り[illegible]、但馬守、[illegible]「[illegible]」

佐伯神社（サヘキ）

[illegible]、佐伯[illegible]、古書に多く見ゆる語にて、[illegible]、佐伯、[illegible]佐伯[illegible]と云ひ、毛人の一號なり、それに因む所ある神社なるべし。

[illegible]貞觀四年[illegible]、[illegible]、吉[illegible]を公子[illegible]も同意にて、[illegible]長と云ふことなり、佐伯と云ふも同じ、佐伯はサヘギとよむ、[illegible]意にて、[illegible]のことなり、關をセキと云ふもさへぎなり、そこにてとどむるなり、相撲の頭を關と云ふ同意なり、琉球にて關をマギリト云ふ、やゝ相似たり。［新志］

[illegible]志補云、佐伯三社明神、第一社は觀音を神體とす、第[illegible]、第三社は[illegible]を神體とす、[illegible]印二[illegible]、社司を長山氏と云ふ、初め蓮覺寺、本社の田八十五石、[illegible]別當たり、元禄十[illegible]年之を廢し、[illegible]宮一、天保年間、[illegible]之を[illegible]、[illegible]となる、

壽命寺（ジユミヤウ）

野口[illegible]、大[illegible]實田[illegible]、佐伯明神を祭り、[illegible]を内原といふ。

[illegible]、大同元年、[illegible]に一天文[illegible]年、[illegible]村」云々

[illegible]子[illegible]に合[illegible]し

[illegible]三[illegible]云、[illegible]、真宗[illegible]、貞[illegible]元年、[illegible]寛元[illegible]年[illegible]

[illegible]、[illegible]信昌、[illegible]心、[illegible]信、[illegible]之[illegible]也（今按、[illegible]、[illegible]人信[illegible]、[illegible]と注せられ、其門[illegible]に[illegible]、[illegible]、國江等の人あり）○二十四輩巡拝圖會云、壽命寺は野口[illegible]に[illegible]、二十四輩[illegible]十六、[illegible]入信法師の開基なり、[illegible]、貞[illegible]元年、聖人の命によりて、當寺を開闢すと、壽命寺は中津川のほとりにて、[illegible]、[illegible]十里ばかりあり、此[illegible]聖人の[illegible]跡多し

長倉（ナガクラ）

[illegible]、[illegible]倉[illegible]と云ひ、[illegible]近の中[illegible]、[illegible]、[illegible]田、[illegible]

[illegible]

佐竹の一族に、長倉氏あり。永享七年、鎌倉[illegible]、[illegible]、長倉城を圍みしことあり、其戦記を、長倉狀、[illegible]

と云へり

石[illegible]云、常[illegible]、[illegible]

常陸[illegible]、[illegible]七年乙卯、六月下旬、[illegible]

[illegible]

[illegible]、大子[illegible]、[illegible]西方

八面、東西南北無錯山、前深谷、誠是咫尺隔千嶺云事、

[illegible]山[illegible]、不[illegible]、[illegible]、西

漕[illegible]水、是則用[illegible]、[illegible]日、大子[illegible]、[illegible]

[illegible]日入替々々[illegible]

[illegible]下游、[illegible]

名[illegible]

者也

長倉追罰記云、其は永享七年乙卯の、六月下旬の事なるに、常州佐竹の郡、長倉遠江守[illegible]とて、御所の御[illegible]し、岩松右馬頭持國、大[illegible]、野田、[illegible]、佐々木、[illegible]、[illegible]田、[illegible]野なをはじめとして、すきまもなくつゞき、[illegible]、[illegible]、[illegible]、金山、足利、佐貫、佐野を始めとして、上州一揆、同じ旗をうちつゞき、云々。

黒[illegible]氏[illegible]云、佐竹[illegible]、[illegible]常陸[illegible]義[illegible]、[illegible]入道といへり、[illegible]始めて長倉村に[illegible]、世々長倉遠江守といへり、[illegible]兵を拒ぎたり

野史云、[illegible]義仁也、[illegible]種也、而密議、欲迎義盛再従父弟山入與義、立爲嗣主、足利持氏、使岩松持國、率兵來伐、納義仁、國人推與義[illegible]、據長倉城拒之、[illegible]不抜、[illegible]中納[illegible]、國人相[illegible]

[illegible]

[illegible]隆介義景とす、〔長倉系圖〕應永廿[illegible]年、山入[illegible]上[illegible]に[illegible]し、其城に據りて[illegible]兵、[illegible]、長倉城を攻む、[illegible]降る、〔[illegible]〕其子遠江守[illegible]倉[illegible]の命に從はず、[illegible]殿の教を聴き兵を擧ぐ、義[illegible]長倉城に據り、[illegible]に[illegible]す、岩松持國[illegible]攻む、義成其戰の不利を察し出降る、九年、[illegible]の地を[illegible]る、〔長倉[illegible]、長倉文書、同系圖〕

野田（ノダ）　今長倉村の大字にして、西方一里下野州界に在り、野田より西南、茂木（芳賀郡）へ二里、烏山（那須郡）へ四里

朝妻郷（アサヅマ）　和名抄、那珂郡[illegible]、[illegible]野田、長倉の[illegible]、山中[illegible]、八里[illegible]、[illegible]、小[illegible]村、[illegible]ん

[illegible]、[illegible]、[illegible]山、[illegible]、[illegible]川、[illegible]、[illegible]に[illegible]山に[illegible]、山より[illegible]する[illegible]小[illegible]川[illegible]、[illegible]、常陸[illegible]に[illegible]、[illegible]川と云ふと[illegible]

大岩（オホイハ）　今[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]

烏子山の遠南麓にあたる

大岩[illegible]、[illegible]ど、信言知れず、大岩には、其名のごとき巨大の岩石あり

鷲子山（トリノコ）　大岩、高部の西嶺にして、本郡と那須郡（下野）の界嶺とす。其西北を尺七（シャクシチ）嶺と云ひ、[illegible]の西北、下野國界にあり、村は山の南麓にあり、風土記に那賀郡四方の境界を云へる處に「西、新治郡、下野國堺大山」とあるは、この山なり、和銅の比は山名なかりしと見えたり、[illegible]（[illegible]）[illegible]、[illegible]、鷲子山、[illegible]山[illegible]、[illegible]、尺七山、[illegible]山北、[illegible]、[illegible]山

（猿、尺七）

鳥子（トリノコ）　[illegible]子山の[illegible]に居る、[illegible]、小[illegible]野[illegible]、[illegible]と改むるは、何の故にか[illegible]、[illegible]、[illegible]事にや。又江戸重通の子に、鳥子上野介あり、佐竹氏に[illegible]代[illegible]、[illegible]鳥之子[illegible]、[illegible]子村[illegible]、[illegible]此地の産紙の名に出でて、一類堅厚の紙名となれるならん。

照願寺（セウグワン）　[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]寺の上なる高澤山に居城しておりしが、三代信光の時に至て、[illegible]を毀ちて[illegible]、[illegible]院を引き移し、今に退轉せず、[illegible]、[illegible]

[illegible]

高部（タカブ）

今島子、小田野（チダノ）と相合せ、[illegible]村といふ、島子の東にて、小瀬をよる一里半

佐竹義[illegible]の第五子、高部五郎景義より、[illegible]景義二子あり、長は高部[illegible]と系圖に見えたり、[illegible]住し、尾張守と稱し、子孫小田野の氏號をつたへたり。

（野田小）

小瀬（ヲセ）

今小瀬村と云ひ、[illegible]三里。島子、高部、大岩の方より東下する諸溪は、[illegible]

[illegible]兄義篤と共に、足利尊氏を援け、[illegible]軍と竹下に戰ひ大に之を破る、[illegible]三年二月、[illegible]陣所、打出の宮に迫り來、[illegible]破す、義春奮戰、[illegible]き退く、[illegible]く、四年[illegible]常陸に在り、[illegible]む、十月廿七日、[illegible]顯國、南郡大岐[illegible]原に戰ふ、[illegible]

[illegible]稱す、下小瀬の祖なり、上下小瀬の二氏相つぎて榮え、[illegible]

立野（タテノ）

[illegible]に移し、鹿島神同殿とす、今の立野鹿島神是なり、〔大永[illegible]

[illegible]の舊趾なり。

那珂（ナカ）

今小瀬村の大字にして、山中の小部落なり、或は、[illegible]

檜澤（ヒサハ）

今檜澤村と云ひ、[illegible]

一嶺横亘して、佐上保の山中と相限る、西は高部、[illegible]

[illegible]も佐竹の一族たるべし。

八部郷（ハタベ）

和名抄、[illegible]那珂郡八田（ハッタ）に引きあてたれど、[illegible]村にやあらん、小瀬の東にして、靜村（倭文郷）の西北なり。

（四八）[illegible]

[illegible]川

[illegible]其川、塩號謂金玉橋也〕○東野は、古へ遠野につくる、義篤讓狀に見えたり、石塚宗義の邑なりしとぞ。

塩子（シホゴ）

今[illegible]、[illegible]と相合せ、[illegible]田、東野の北にして、小瀬大賀の間なる山村なり。

佐竹義篤讓狀、[illegible]寺田など見ゆ。

寺田（テラダ）

[illegible]

九月安堵[illegible]下文之旨、可被沙汰付下地」云々とある、是青田なり

山方（ヤマガタ）（山[illegible]）

今山方村と云ひ、舟生、野上など合す、[illegible]山道の小[illegible]にして、水戸を去る九里、東に[illegible]、[illegible]田を控へ、上[illegible]に至る五里。

山方は、久慈川を東に控へ、西に[illegible]山を負ふ、此山は即檜澤村の東[illegible]にして、岩石の[illegible]を見るべし。近人の紀行に「陰陽山、在山方村、山嶺有[illegible]、[illegible]中、西山公所制、山[illegible]不崇高、其石[illegible]、[illegible]有一[illegible]、[illegible]丈餘、長五六丈、亭々[illegible]、其背[illegible]、[illegible]中[illegible]、是蓋公之所以命名也、[illegible]數十[illegible]、巨石[illegible]、鐫[illegible]、[illegible]峯可[illegible]、[illegible]者如羊、[illegible]者如虎、或如牛如[illegible]、或如几如牀、[illegible]狀」云々。山方は、又山縣（ヤマガタ）に作り、山縣兵庫[illegible]、[illegible]村[illegible]に見え、[illegible]、初め山縣に居り、後久米へ移ると、皆佐竹の一門なり。

山田（ヤマダ）

古[illegible]の名なるが、即山方に同じかるべし[illegible]、ヤマダとよまずして、ヤマガタといひ、畢竟するに、山方田の義なり、[illegible]、[illegible]河内[illegible]下に[illegible]する如く、[illegible]二年、[illegible]、山道に[illegible]、久[illegible]山田[illegible]、[illegible]谷中に[illegible]、[illegible]在[illegible]、[illegible]、今の[illegible]、大宮、山方の一線を、最[illegible]の[illegible]とす、故に、山田[illegible]喜式に[illegible]、[illegible]紀に小田に誤る）をヤマガタとよみ、山方村を其故地と判定し、從ひて田後驛を、其中間靜村に推しあてたり

大賀（オホガ）

上大賀と云ひ、靜村の下大賀に分ちしが、今岩崎、小舟、[illegible]を合せ、大賀村と爲す、山方の南一里半、大宮の北半里、[illegible]二年[illegible]、久慈郡の内に、大賀上下とあり、佐竹[illegible]に、久慈内、小岩井村と見ゆるも此なり。

岩崎（イハサキ）

今大賀村の大字にして、久慈川の岸に居る、岩崎[illegible]とて、[illegible]田[illegible]あり

大[illegible]、久[illegible]、[illegible]山[illegible]、[illegible]石、[illegible]川、[illegible]田[illegible]十八邑、[illegible]。

横瀬（ヨコセ）

[illegible]志[illegible]云、[illegible]氏貞治五年文書に、久[illegible]横瀬郷[illegible]、佐竹義篤議状に「久慈西、下横瀬[illegible]」と見ゆ、[illegible]十[illegible]年、上根本村と合せ[illegible]と稱す、佐竹[illegible]に「久慈西、久慈[illegible]村」とあり、[illegible]中[illegible]大賀村へ[illegible]る

岡田郷（ヲカダ）

和名抄、久慈郡岡田郷（ヲカタ）、今那珂郡大賀村、山方村にあたるべし、大賀は即岡田のなまり[illegible]、[illegible]小[illegible]村の岡田に[illegible]引せられし[illegible]、[illegible]は[illegible]内なれば、同名異處と謂ふべし。[illegible]は、[illegible]と云ひ、[illegible]方[illegible]、[illegible]方は[illegible]に岡田と云ふと同じからざるべし、[illegible]、究を要す。

大宮（オホミヤ）（[illegible]部）

今大宮町と云ひ、人口二千五百、山道の一[illegible]にして、山方の南三里半、[illegible]の北三里、[illegible]一里半）[illegible]名を[illegible]といひ、大宮甲明[illegible]あり

[illegible]、戸田野[illegible]、[illegible]なり。[illegible]降[illegible]、[illegible]に名づけ、[illegible]陸[illegible]に[illegible]。[illegible]國に[illegible]（[illegible]足）と云ふ[illegible]、[illegible]常國古風土記、[illegible]方[illegible]野の[illegible]、[illegible]河、[illegible]、在[illegible]」とある[illegible]、即[illegible]なるべし

[illegible]治九年、[illegible]、大宮、大子の[illegible]に[illegible]せらる、十月廿二日、[illegible]出陣、[illegible]道、大[illegible]四方、[illegible]田山[illegible]下、[illegible]出、黒澤、[illegible]、尼子、飯田諸人死之、

[illegible]

[illegible]神社

[illegible]

に書し、其次には小字にて、百六十人あり、其中に貳百

貢野郷（ウノ）（宇留野）

和名抄、久慈郡貢野郷、[illegible]、[illegible]南、大部郷の東にして、久慈川の西なり。郡郷考云、貢野は今詳ならず、諸國の例で[illegible]、或は[illegible]、古事記に[illegible]、今[illegible]宇留野村なる[illegible]と、[illegible]に遠くして[illegible]、宇留野[illegible]、佐竹[illegible]に[illegible]、[illegible]加志村文書、元亨二年、[illegible]宇留野大[illegible]

僧都宏瑜、與伊賀義員[illegible]宗信法、同子息行元[illegible]、久慈東郡加志村」云々

岩瀬（イハセ）　今宇留野、根本、[illegible]等と相合せ、上野村と改む、大宮の南にして、久慈川に瀕り、岩瀬川水之を貫流す。

（石瀬）

[illegible]氏紀行云、[illegible]、治[illegible]四年、佐竹氏の[illegible]子、石瀬（イハセ）與一太郎の事を敍す、佐竹氏の興廢存亡、唯此一介の與一太郎の出陣に依れり、石瀬氏[illegible]食邑せるは、即今の岩瀬村ならん。

大村[illegible]、貞治五年二月、常陸[illegible]、

貞治四年二月[illegible]、同年九月[illegible]

促狀、同閏九月十[illegible]、

瀬鄕者、[illegible]

間、自往古到于今、[illegible]此[illegible]、

相論之間、[illegible]不可有[illegible]、

有申子細者、於御沙汰、[illegible]、以此旨、

可有御披露候、恐惶謹言、

貞治四年閏九月十四日　[illegible]（鹿島文書）

此[illegible]戸氏の岩瀬[illegible]は何處にや、此に係るも[illegible]信あるに非ず。佐竹[illegible]（[illegible]和四年）に、久慈西岩瀬[illegible]の名見ゆ。了[illegible]上人[illegible]、[illegible]、常[illegible]人也、父久慈郡[illegible]城主、[illegible]四年生[illegible]、[illegible]常福寺。十八世[illegible]、[illegible]寺、即斯地也と（今按、[illegible]は白石の[illegible]ならん、[illegible][illegible]院の血脈に白石に作る）

（[illegible]静）

倭文鄕（シツリ）　和名抄、久慈郡倭文鄕。○今那珂郡に入り、静村、及び瓜連村にあたる、[illegible]寺、[illegible]鄕の南にして、西は川邊鄕（那珂郡）に至る、風土記静織（シツリ）に作れり。

風土記云、[illegible]里、静織里、上古之時、未[illegible]織[illegible]之[illegible]、[illegible]之、[illegible]、北有小水、丹

石[illegible]、色似[illegible]、[illegible]尤好、[illegible]故以[illegible]玉川（按、瑞[illegible]

[illegible]

馬腦角、飾[illegible]之[illegible]也」ことは馬腦の事なるべし）

[illegible]云、倭文[illegible]注[illegible]「常陸國倭文[illegible]一[illegible]」[illegible]常陸倭[illegible]常陸倭布　など[illegible]は昔此地の[illegible]なり、[illegible]拾遺「[illegible]、[illegible]倭文[illegible]」[illegible]紀一[illegible]、[illegible]之[illegible]」又按、万葉集、常陸[illegible]人倭文部可[illegible]呂あるは、此地に倭文部を置れりしにや、玉川は今[illegible]中[illegible]を出す、下[illegible]、[illegible]通[illegible]すと云ふ。

静（シヅ）　今静村と云ひ、[illegible]田、石[illegible]、下大賀なも合す、[illegible]谷の[illegible]北[illegible]、大宮[illegible]の中間にあたり、玉川西より[illegible]、[illegible]中を[illegible]。

静神社（シヅ）　[illegible]、久慈郡の名[illegible]大社なり、今静村に在り、[illegible]と云ひ、手力雄命を祭る所とす。

[illegible]、今[illegible]常陸[illegible]と[illegible]す、[illegible]にも、手力男命を、[illegible]と記されたり、[illegible]倭文[illegible]へるに、日本紀[illegible]に「[illegible]」と[illegible]、[illegible]、[illegible]、故呼[illegible]倭文[illegible]」と[illegible]、[illegible]土記にも云々とあるにて、[illegible]内、別に[illegible]、[illegible]女、[illegible]の[illegible]て安均なる風俗なれば、[illegible]なれる故實いこれをなり、[illegible]長[illegible]、[illegible]百五十石を[illegible]、[illegible]中に[illegible]び[illegible]、[illegible]公、[illegible]を[illegible]し、[illegible]、[illegible]等を[illegible]ふる、[illegible]を[illegible]て、一[illegible]印を[illegible]たり、静[illegible]宮[illegible]の四[illegible]を[illegible]り、[illegible]の[illegible]、[illegible]を[illegible]し、之を本社に[illegible]させたまへり

石沢（イシサハ）　今静村の大字にして、[illegible]の[illegible]とす　二十四[illegible]

[illegible]云、[illegible]常[illegible]に、[illegible]にあり。

[illegible]堂と[illegible]、[illegible]なり、[illegible]は

二十四輩の第二十番に[illegible]。（[illegible]村田門[illegible]の中に、村田[illegible]常弘と見え、

[illegible]、[illegible]二年、[illegible]、二十一、[illegible]祖、勸化したまふ門下、ゆかしく[illegible]に、[illegible]て、[illegible]見しける、[illegible]山中[illegible]にして、[illegible]ないたはるに侍るに、[illegible]信房[illegible]元は宮内[illegible]入[illegible]りて、退治の爲に、わが封などぞ、定めて驗あらん、と自稱し、與へんとせらる、法印默止かたきには似たれども、故[illegible]人（[illegible]）の[illegible]に[illegible]せず、[illegible]へあらぬ[illegible]に[illegible]道を事とする御子（ミコ）になられて、別解別行の人にてましませば、[illegible]く、[illegible]し先封を飲む氣色にもてなして、掌中におさめける、此慈信房は、[illegible]などこそ、[illegible]と一味ならんとは申せども、さる一道の[illegible]ならざければ、今[illegible]下向の時、法印、常陸[illegible]田と云邊を、[illegible]に、[illegible]（慈信房）の[illegible]とて、男法[illegible]、尼[illegible]て、[illegible]と云[illegible]、二三百[illegible]にて、鹿島へ[illegible]とて、[illegible]、[illegible]、[illegible]遣[illegible]

[illegible]

おかりをかけて、一心に念佛せられけるとぞ。

村田（ムラタ）　今静村の大字にして、[illegible]南北に[illegible]、上村田、下村田[illegible]、[illegible]下大賀[illegible]、[illegible]大宮に至る[illegible]は、下大賀[illegible]に、久慈西部上村田、下村田を收む。

[illegible]、佐竹一[illegible]、

[illegible]常[illegible]村田[illegible]入道、（[illegible]、按、今有村田[illegible]、[illegible]

遠、[illegible]下村田也、[illegible]、[illegible]宅址、[illegible]

[illegible]之[illegible]、[illegible]

[illegible]、自用筆鴻有命期、長於山水、人物亦易之、古謂、雪村在田邊、雪村居亞様、本居畫、其見[illegible]、有鶴之弟、故不相似、元龜天正之間、於宮本國、國人不知其名丁、往々爲小兒之雪村畫、其上畫云、近世好事者、多貴重之、〔畫後畫行事中間〕（按、雪舟、後從田、村上在門二相之人也、雪村[illegible]之弟子、則其年歷可推知、本書以爲元龜天正間之人、或云、明應四年沒、壽七十六）

田後（ダゴリ）

古驛名にして、延喜式に河内、田後、山田、雄薩と載す、是れ、弘仁三年、東山の山道たれば、古道多賀郡に、田尻（トジリ）の村名あるに、疑ふべからず、其地理を案ずるに河内、山田の位置已に明かなれば、田後は今の靜村の田間川の邊にあたり、下大賀、下村田などを、恰當の位置とす、猶考ふべし

瓜連（ウリヅラ）

今瓜連村と云ひ、近接の中里（ナカザト）、古徳（コトク）をも合す、昔谷の内北二里、侯上への驛路にあたれば、小驛站を爲す、淨家の大伽藍、常福寺あり、瓜連楓林と稱へらる、華岩は、古の瓜連城址とす、久壽二年、鹿島神宮日錄に、久慈郡中里といふは、瓜連の中里なるべし

伊賀式部三郎盛光、安々軍忠事、建武三年七月廿二日、馳參常陸國瓜生城畢、八月廿一日、同國久慈西郡、當瓜連城之處、馳向御敵小田宮内少輔治久、并廣橋修理亮經泰以下凶徒等之間、同東郡[illegible]合戰、抽軍忠畢、

同年十二月十日、同國久慈西郡、當瓜連城之處、馳向有内徒等之間、同東郡岩出河原合戰、致軍忠、八取[illegible]二、同十一日打落瓜連城畢、〔遺好文書〕

關城繹史云、延元元年正月、官兵大敗、[illegible]兵庫、[illegible]赴筑紫、乃留佐竹義篤者兄弟、于常陸、以東[illegible]紀等、[illegible]之、〔太平記〕是月、由司内守正家、[illegible]入此宮、率兵、徇常陸、那珂氏執[illegible]之、佐竹之者、[illegible]村木、佐竹系圖[illegible]院文書、按、中山信名曰、[illegible]、有常陸國司

作、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、宮[illegible]、[illegible]、其[illegible]、有[illegible]、其[illegible]人有[illegible]、[illegible]、[illegible]宅[illegible]、又按一本[illegible]、[illegible]八日、[illegible]、[illegible]日[illegible]、是[illegible]左[illegible]正[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]行[illegible]手四條[illegible]宅　二月六日、[illegible]道[illegible]手久慈西郡、[illegible]其子[illegible]冬敗之、〔佐竹[illegible]〕、佐竹[illegible]、[illegible]三[illegible]、（[illegible]）[illegible]、[illegible]十[illegible]日、[illegible]攻[illegible]、[illegible]、[illegible]修[illegible]、[illegible]〔[illegible]〕佐竹十乙[illegible]、[illegible]、選其兵入[illegible]、[illegible]入城守之、[illegible]、〔[illegible]〕陸之書、[illegible]十乙[illegible]、[illegible]小宇一[illegible]、[illegible]竹[illegible]、在其生還、[illegible]、[illegible]攻[illegible]、〔[illegible]文書〕、按[illegible]文[illegible]り、久慈郡[illegible]、其[illegible]不[illegible]八月[illegible]十[illegible]日[illegible]、又[illegible]高、攻[illegible]、十[illegible]日、[illegible]、攻[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]十[illegible]河東、不[illegible]引退、十一日、[illegible]大[illegible]、[illegible]、[illegible]遣、〔[illegible]〕[illegible]上陸[illegible]、[illegible]、〔[illegible]〕[illegible]長、及其[illegible]十二人、[illegible]、[illegible]、戰敗自殺[illegible]村[illegible]佐竹[illegible]、[illegible]、[illegible]十餘人[illegible]、

常福寺（ジヤウフクジ）

瓜連に在り、淨土律院にして、[illegible]は、[illegible]、[illegible]十八檀林の一なり、草地山と稱し、[illegible]の北に、了實上人の開基とし、末寺六十有餘

今在[illegible]

〔[illegible]常福寺〕　　安[illegible]　[illegible]

[illegible]戌[illegible]、[illegible]長[illegible]、[illegible]山[illegible]、[illegible]陸[illegible]寺、[illegible]古[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、了實上人[illegible]云、[illegible]閣、[illegible]、[illegible]、[illegible]、常[illegible]人[illegible]、[illegible]久[illegible]、佐竹氏[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、已、[illegible]二十五日[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、頓此、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、

[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]十[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]國[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]國公[illegible]、[illegible]、[illegible]瓜連[illegible]常[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]之[illegible]、[illegible]、

[illegible]廿二年、乙未八月廿二日　　〔了[illegible]〕

木前郷（キサキ）

[illegible]、久慈[illegible]、[illegible]、今[illegible]村、[illegible]、[illegible]、北に[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]ふ[illegible]あり、[illegible]名[illegible]、[illegible]、[illegible]、古[illegible]に[illegible]見えたれど、[illegible]田[illegible]の[illegible]なり

酒出（サカイデ）

今[illegible]、[illegible]と[illegible]合せ、[illegible]、[illegible]、[illegible]に[illegible]、[illegible]、[illegible]小字[illegible]て、[illegible]、[illegible]、[illegible]名に[illegible]

[illegible]、[illegible]四年[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]田に[illegible]、其[illegible]、[illegible]、[illegible]十[illegible]年、中[illegible]、[illegible]の[illegible]を合せる[illegible]名[illegible]、佐竹[illegible]の[illegible]、[illegible]

な白河出氏、[illegible]男八[illegible]門良な、北酒出氏の[illegible]に
[illegible]に見ゆ、共に[illegible]あり

門部（カトベ） 今大[illegible]村の大字とす、[illegible]な
り、佐竹[illegible]に、久慈西部門部[illegible]見ゆ

額田（ヌカタ） 今額田村と云ふ、[illegible]北一里半、大[illegible]の[illegible]
[illegible]、[illegible]邑名を[illegible]
ばて、[illegible]
車場あり [illegible]に、佐竹[illegible]を段
額田は[illegible]にて、[illegible]とす、[illegible]とも
疑はるれど、[illegible]、又[illegible]に作る
[illegible]の二者、相[illegible]も、古人[illegible]、相通じ
て[illegible]に[illegible]たり [illegible]、佐[illegible]
西部額田八十一町[illegible]と見ゆ[illegible]
[illegible]せり

（糟田）

常陸[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]田の[illegible]々
を過ぎて、久慈川を渡る、此川は萬葉集に「まかぢしし
[illegible]」と[illegible]たれば、
行く先をいそぐ旅路ぞ舟子ども眞梶しじぬき早わた
さなん、 [illegible]
といへるに、[illegible]十[illegible]、小[illegible]
山[illegible]は、額田に在り、一十[illegible]十四、[illegible]
房の[illegible]なり、[illegible]は、[illegible]、[illegible]
郡[illegible]にて、[illegible]村に移し、（[illegible]）[illegible]に額
田に轉す。○稲田門侶交名に、那珂東の定信房辨阿と見
えたり。

額田城址（ヌカタ） 額田にあり （[illegible]志云、[illegible]
後に、佐竹入道常元(山入)は、其本家義人と不和なり、
義人[illegible]て兵を[illegible]す、入道の子息、[illegible]
る、[額田文書]この城は[illegible]
居る[illegible]にて、[illegible]、小
[illegible]、[illegible]
りて[illegible]に従はず、[額田、額田文書]宇[illegible]、[illegible]井、佐
々木、眞壁等も皆同意して各居城にこもる、[大草帋、判
鑑、神明鏡] 是歳十月十三日、佐竹入道は、北企谷にお
りけるを、[illegible]に兵を[illegible]し之を[illegible]、[illegible]子息宗人
十三人と共に、法[illegible]に入て自殺す、[illegible]、大草
[illegible]、[illegible]常元の子息、[illegible]額田城によりて[illegible]せ
す、同十一月、[illegible]を遣して小[illegible]を攻め、
[判鑑、一木文書]また更に兵を起し、額田城を攻む、共
に年を[illegible]、[大草紙、額田文書]額田[illegible]は、本邑な
[illegible]志補
云、小野[illegible]の子、[illegible]、(小野[illegible])山入氏に與し、
應永廿九年、額田城に[illegible]、落城の後、佐竹氏之
を[illegible]とす、[小野[illegible]]、江戸通房
の子、通宗[illegible]、下野守
[illegible]、江戸[illegible]
[illegible]、天正十七年、[illegible][小野[illegible]
書]十八年、[illegible]へ
人と云ふ、[illegible]
[illegible]月、[illegible]、小田[illegible]に[illegible]、
[水[illegible]記]、小[illegible]を
[illegible]、是を以
て[illegible]ことを得たり、[戸[illegible]佐竹系圖、
東[illegible]十月、[illegible][小野
崎文書][illegible]、是に於て又
之を[illegible]、[額田系圖、常陸
[illegible]に
[illegible]氏覺
書、[illegible]佐竹系圖][illegible]
[illegible]、[小野崎文書]既にして
[illegible]に仕へしが、[illegible]
ふに及て[illegible]戸に仕ふ、[illegible]額田を氏とし、久英
[illegible]と稱す[額田系圖]

鳥名木右馬助國義申、軍忠事、
右佐竹上總入道常元之子共、以下[illegible]子等館[illegible]常陸[illegible]額田
城、[illegible]之間、去年十一月以來、至于今三年[illegible]廿
[illegible]日、[illegible]手、致忠節上者、早下給[illegible]判、(中略)
應永卅年三月　日　承了、(判佐竹義仁)

神前郷（カムサキ） 和名抄、久慈郡神前郷、○今那珂郡へ入り、
神崎村、石神村、蓋是なり 神前郷の東に隣
り、久慈川其北を流れたり 新編[illegible]云、今那珂郡米崎、石
神等是なるべし、其米崎は即神崎の轉なるべし、石神と
は石を以て村の鎮守とせる故の名なり、此石神よりて、
其地久慈川に臨めるが故に、神前の名あるなるべし、東
[illegible]下村も、神前下の義なり、石神の事は、出雲風土記、
三代實錄等に見え、延喜式陸奥國黑川郡石神山精社は、
[illegible]貞觀九年に、石神山精と[illegible]

米崎（コメサキ） 今向山、[illegible]等と相合せ、神崎（カンザキ）村と改む、額田と
石神の間なり
松原上宮寺（マツバラジヤウグウジ）は、二十四輩の第十九、[illegible]明法房の遺跡
なりとて、眞宗門徒の巡拜する所なり、覺如上人撰、拾
遺古徳傳九巻を義獻し、奈良原山と號す。(明法は、[illegible]郡
[illegible]山を[illegible]考せよ、稲田門侶交名の中には、明法房[illegible]信
と收む) 今西派に屬し、米崎の管内とす。

（上宮寺）

[illegible]、[illegible]山にして、親鸞を嫉ひ、之を殺さんとせ
しが、忽ち害心消滅して、[illegible]の弟子となり、明
法房と改名したる化縁は、大師の[illegible]の中に、[illegible]彩
ある事實とす。大師の消息集にも「明法房なんどの、
往生しておはしますも、元は不可思議の[illegible]事を思ひな
んどしたる、心を翻して」云々と、載せたるにて、親
[illegible]の意中にも、[illegible]回心を以て、一大功德の示現と、
自他[illegible]るべし

向山（ムカフヤマ） 今[illegible]村の管内にして、[illegible]院あり、[illegible]寺の
[illegible]所なり、[illegible]常陸帯云、額田村を過て、向山と云ふ松

由の中に、[illegible]院と云ふ寺の生ぜし事あり、此は義成公の[illegible]、[illegible]たるは[illegible]、[illegible]自ら[illegible]か[illegible]、[illegible]して、[illegible]の[illegible]も[illegible]、
この名の[illegible]、みに[illegible]由来[illegible]の[illegible]を[illegible]ると。

石神（イシガミ）

今石神村といふ、額田、菅谷の北にして、久慈川の西岸の一聚落なり、東方、佐竹へ三里、下菅へ七里。
古来石神宮といへり、菅谷の石神城ならん、今登下、竹次、[illegible]なる[illegible]
館址云、石神城は、小野崎通老始めて築く、其子孫は安部の族士田氏等通胤より出づ、延徳元年、通胤の嫡男、佐竹義治を小里に囲み甚急なり、小野崎通胤[illegible]の[illegible]通、子通を合寿）義治の名を冒し、小里の深山に於て戦死す、法名喜在、是に於て、義治囲を解する事を得たり、仍て大に其義に感ずるを感じ、男通老七歳なるを立て家をつがしめ、石神にて二百五十貫、川合にて三百五十貫、合せて七百貫を加増し、石神に居らしむ、通老受領して越前守と云ふ、天文中、石神通長、額田の城主と所領の境界の事に依て、争論の事あり、佐竹義昭通長を助く、江戸忠通は額田を援ふ、是に依て佐竹江戸と不快す、天正中、江戸氏、額田氏破り、石神氏存す、慶長七年、佐竹義宣に従ひて羽州に赴き、城墟となる、新志補云、永安勘文一作部西部、石神十一町五反といせ、貞治五年典部卿子介注文に、佐竹石部、石上十四町、石神の名も見ゆし、今石神村に、古碑ありて、碑石高さ寸四二尺一寸、補石に在り

竹瓦（タケガハラ）

今石神村の字内にて、古は其地を以て高市郷の遺名と為せど、信ずべき、[illegible]に適けりとなり、郡郷考云、高市郷は、今那珂郡石神村より下流、久慈河に臨みて、高内へ今額田村、内竹瓦、茂けは市河原あり、と云ふこ地のり、是本郷の遺なり、風土記に、高市と市、自此東北二里、密筑里一とあるに、[illegible]、河の[illegible]にて、[illegible]、古書の[illegible]考ふべからず、

石橋（イシバシ）

古驛名にして、弘仁三年、石橋、助川等、海道の驛[illegible]に停止せられしこと、後紀（[illegible]紀）に載せたり、助川は今多賀郡に現存せば、石橋は其南にして、河内驛に至るの間たりしこと知るべし、今石神宮の、久慈川の南岸に在るは、接驛家の位置に合ふ、蓋此地ならん、[illegible]、之な常陸國[illegible]（風土記那珂郡平津驛）の[illegible]に[illegible]、失考甚し

（北河原）

[illegible]、白方（北河原とも云ひ、今村松村へ合す）に石橋の字現存すること、新志補に見えたり、されば白方を驛址と為すべし
新志補云、北河原村に、字石橋あり、[illegible]守が花田古跡大神宮と云ひ、白方と一村なり、白方村の古塚原、百とは数の多きに取るなり、石神記に、額田の小野崎氏、石神の小野崎氏と合戦の時、戦死の者を埋葬せし處と云へるはよからず、この合戦は、天文中の事なり、塚は尚古代のものにて、上古の葬地たること論なし

美和郷（ミワ）

和名抄、久慈郡美和郷、今那珂郡に属し、村松村即是なり、[illegible]郷の東南にして、海濱に至り、其南は幡田郷（那珂郡）とす、美和とは水廻の義にして、湖沼の在るに因る
郡郷考云、大和は今那珂郡照沼村に、笹沼と云ふ所あり、是郷名の遺なり、照沼は眞崎、阿漕の二湖に傍ひたる所にて、[illegible]神宮寺（[illegible]寺）ある故に、[illegible]と云しを、[illegible]を改し[illegible]、[illegible]、[illegible]の[illegible]、[illegible]氏あるは、此[illegible]
[illegible]る一村松の[illegible]たくひなみ間にふれる[illegible]、一名[illegible]）[illegible]みう[illegible]松の葉の色

（眞崎）

やすらの山に[illegible]とも、
今村松[illegible]

村松（ムラマツ）

今村松村と云ふ、[illegible]、白方、[illegible]、眞崎[illegible]を[illegible]と云ふ[illegible]、[illegible]の[illegible]、[illegible]
南方に、[illegible]、[illegible]
村松[illegible]、[illegible]、[illegible]
一[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]山、
宇[illegible]、[illegible]、[illegible]
村松山日高寺に[illegible]る、山は[illegible]にして、[illegible]
に、[illegible]、[illegible]、[illegible]
懇に[illegible]、[illegible]人[illegible]かしと[illegible]、
いざ[illegible]と急ぎ[illegible]
[illegible]の名き[illegible]日高の寺[illegible]
[illegible]思ふ、　林　直
新志補云、[illegible]、村松大神宮、[illegible]、[illegible]始めて[illegible]、凡常陸より奥羽へ赴くの、この道を[illegible]、心連抄、村松山日光寺[illegible]景、[illegible]、[illegible]入、[illegible]
[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]
[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]
[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]
[illegible]、羽州に赴く、城墟となる

日光寺（ニックワウジ） 村松虚空藏堂是也、近世百石の寺田、僧家數院に分附せられき。和光院合運に「文明十七、佐竹義[illegible]、村松常塔寺、長享元、白頭上人村松建立」とみゆ、心草集の村松山勸進疏に「夫當寺者、詳其草創者、弘法大師、大同年中、振千錫於東關之境、歸崇虚空藏、是其一也、云々、夫文明之比、兇賊之兵鼓、頻起常北之際、紅白之軍旗、斷絶岩竹之地、悲哉仁王像于堂中、軍兵甚於寺内」、文明十七年七月、岩城常隆兵を發し、常陸を侵し、多賀郡を略る。心草抄、岩城系圖」に「[illegible]山城主大藏貞成、軍を發して出陣す」、（國志）常隆進んで國に逼り、佐竹義治の兵と[illegible]抗さ、又村松に戰ふ。心草抄、和光院合運」

白方（シラカタ） 今村松村の管内なり、眞崎池の北にて、豐岡の西に、白方村と云ふ、久慈川[illegible]道し、一名[illegible]原といへり、東[illegible]宮、鹿島[illegible]田數注文に、白方[illegible]田[illegible]丁半とあるは、此地の古名なるべし）

眞崎池（マサキ） 村松の濱の東南に注潴せる潮池にして、一名村松潟とも、又正木浦につくる。古志云、[illegible]の湖は、古誌に村松潟と云ふものこれなり、潟邊に眞崎と云ふ地あり、眞崎氏の墟なり、故に潟の名とす、俗に正木浦に書るは、是にあらず、凡河海に限らず、海に水中にさし出たる洲渚、これを眞崎といふ、この眞崎も、亦其義なり、この潟東西凡五里、南北一里、俗に呼びいふ、眞崎、阿漕の二潮は、村松の大神宮の中濱なり、阿漕の大神宮の御手洗とし、眞崎は虚空藏の御手洗なり、饌魚を出す、[illegible]なり
常陸[illegible]云、正木浦は、海に續きたる潟水也、由[illegible]の水潮らして、稀に寄するも見ゆ[illegible]、背しも山の紅葉[illegible]て、水の[illegible]にての景色、[illegible]地の[illegible]なりと言ふべし、
又たぐひ[illegible]の木の葉散しきて錦を洗ふ浦の夕波

（正木浦）

村松大神宮（ムラマツダイジン） 村松の眞崎池と、阿漕池の中間に在り、五所明神ともいふ、所祀不詳、元祿年中、水戸義公の修理後、烈公の修造を[illegible]せる所とぞ、詞[illegible]を表[illegible]し、白沙翠樹の周圍を擁にするの地なり。古志云、阿漕池は、眞崎潮の北六七町にあり、阿漕池、又は阿古ヶ池とも名ける、周回一里半にあり、魚尤多し、土俗の説に、水一升に魚八合といへり、但昔片目なり、里人以て鏡池となす、毎年正月、此魚を取て村松大神宮の御[illegible]とす、故に俗に大神宮の御手洗といふ、阿古木を以て名とするものは、[illegible]阿古木浦は、古代大神宮の御[illegible]の魚を取りたる處なれば、その[illegible]擬せらるゝなり

（阿漕池）

照沼（テルヌマ） 今村松村の管内にして、眞崎池の南なり、天保中まで、[illegible]に[illegible]なる、[illegible]の[illegible]、[illegible]ありて、眞崎の諸池に[illegible]へる地なりし。

久慈郡

久慈郡（クジ） 那珂郡の北にして、久慈川左岸の地、及其中流の峽間なる[illegible]以て、一郡を成す、其北大半は、山谷[illegible]、南[illegible]は[illegible]田[illegible]野なり、今面積凡四十七方里、人口[illegible]、三十三町村、太田に治す。
久慈は又久自に作り、古へには久自國と云ひ、一國造を置かる、大化改新、久慈郡を置き、和名抄、二十一郷の大郡なり。白古より、久慈東西、佐都東西に分る、四郡と為る。又[illegible]田に及び、久慈東部、佐都東部、及常陸奥佐土[illegible]、白[illegible]郡を合せ、今の郡境を成す（久慈と多賀の郡界は、古今出入する所あり。佐都川の東谷は、古の多賀郡賀[illegible]郷の地なるが、久慈に移り、久慈の密筑、助川の二郷は、後世多賀郡へ入る）
國造本紀云、久自國造、志賀高穴穗朝、物部連祖、伊香色雄命三世孫、船瀬足尼定賜國造。
郡郷考云、本郡は建置の初詳ならず、風土記「久慈郡、東大海、南[illegible]田郡、北多珂郡、西那賀郡、古老曰、自郡以南、近有小丘、體似鯨鯢、倭武天皇因名久慈」これ倭武天皇行の御時、已に其名ありて、且其名の義も亦明かにして、郡家の地をも考ふべし、其故は、太田村より、西南にて、中野村なる遠山[illegible]を云ふ、[illegible]、[illegible]中山氏）云、[illegible]上記、久慈郡の首、發闇にて[illegible]なれば、伯[illegible]造に[illegible]に古[illegible]、名日十雲、受[illegible]上命、[illegible]所謂「白古佐都」と見えたり、此屯[illegible]命、これは伊香色雄の男にて、崇神の朝に[illegible]功ありしにや、されば船瀬足尼は、其子孫にて、父祖の功を以て、受に賜せられしなるべし、按此久自國造は、後にいかになりけん、確ならざれども、續日本紀に、那珂郡の郡領に、宇治部氏なる由見えたるに、宇治部氏はもと物部より出て、伊香色雄の後なれば、彼れへ移れる者と見ゆ。

（久自國）

久慈東郡（クジ） 久慈西郡の對稱にて、久慈川東岸の地なり、今の金砂、世喜、金郷、山田、久米、郡戸の邊にて、佐都郡は西隣とす。弘安田文、東郡、久慈東、三百八十町二段半。
讓状、嫡子佐竹左近大夫將監義香所、（正宗寺文書）
一　常陸國佐都西郡内大田郷
同國久慈東郡内高倉郷　同國那珂西郡
同國久慈西庄　同國多珂庄　同國石時保
同國那珂東郡之内石村之内　同郡小場堡
（中略）文和四年十二月十一日　右馬權頭義篤在判

佐都郡（サト） 佐都川左右一帶の地、及久慈川以南にも及ぼせる者にして、又東西に分れたり。拾芥抄に、常陸國秋津

當とあるも、佐竹の誤にて、本郡に外ならず、或は郷、里に作り、庄名にも呼ぶ。[illegible]云、後宇多院御讓目錄に「佐都庄、寺允東方」と拔此「寺當なるか」とあり、嘉元四年六月、和泉、美濃等の地と同しく、昭慶門院に讓り給へる院宮なるを載す、其後何人か傳領しけん、白河文書に、佐竹義俊文明三年の狀ありて「郷庄内、東河内、西河内、井深荻之村」佐竹[illegible]上知行目錄（正長）に「佐都庄岡田」などあれば、今小澤十二郷と云ふあたり、即此庄の地なり、弘安田文、佐都東郡内、岡田」後西貞治五年、明徳三年二通の東郡切手に、上小澤二十丁ありて、皆庄の字なし、郡内と雖、庄ならざる所もありしか、岡田村善養寺の寶徳三年貢議には「佐都東郡、西岡田鄕」と記す。〇新志補云、佐都河を界として、東西二郡に分ちしと見えて、弘安太田文に「佐都東二百八十九町八段三百歩、内東岡田、西岡田、根本、大森、泉、今泉、下根、波田、小澤、佐都西二百五十六丁三段小、内小野崎、中小野崎、阿久津、小野、西河内、吉田、磯部、石神、額田、東河内、額田、大田、白羽、世谷」の名あり、以て二郡境域の大概を知るべし。

久慈川

（久自河）

[illegible]云、東白河郡皮子原（カハゴ）、旗宿（ハタジュク）の邊の山野に發し、東流、棚倉市街の邊より、南流に轉し、以下本郡依上保の山中を貫きて降り、漸く山峽を離れ、久慈、那珂の界線を劃り、東に傾き、田渕川（右岸）淺川、山田川（左岸）を容れ、河合、額田の間にて里川（〇今）の東流に逼し、磯部川を合せて、久慈村と村松濱（二村）の間に至り、海に放つ、長凡三十里。

〇久慈河はさけくありまてしほ舟にまかちしゝぬき我は歸りこむ、「萬葉集」　久慈郡防人丸部佐壯

過久慈川　　　淺泊

盤石種石十、禍固阻興貮、三水分流處、千峰欲暮時、平原棲鳴遠、積雪馬蹄遲、渡口行舟急、寒鴉歲月馳、

郡鄕考云、久慈川は白河郡に源し、八溝山の北にして、山中の九谷來會し、大瀑布なし、大高村にて久慈瀑と云ふ、又數瀑あり、棚倉城の北に繞る、其數瀑次第に久慈溪の流に合し、落合、竹貫、棚野を經、始て本國依上の地に入り、下野宮にて小舟を浮ぶべし、それより南行して、八溝川（川山にて）押川（大子にて）大澤川（大澤にて）四度（ヨド）川（水木にて）湯澤川（下小川にて）十石川（舟生にて）の六小水を依上保内に納れ、ますます南流し、淺川（川島にて）山田川（川合にて）佐都川（落合にて）茂宮川（留村にて）の四水を東より納れ、終に東海に歸す、凡下野宮より海口に至る、道程十七里なるべし、海口狹小、漕運の利なし。

高市鄕

和名抄、久慈郡高市鄕。〇今久慈村、坂本村なり、郡の東偏なる海に近き地とす。風土記に「高市里、自此東北二里密筑里」云々とありて、密筑は即今多賀郡へ入れる水木なれば、高市の今の久慈村たること、推斷して惑ふ所なし、〇古說、久慈村の西南、河南石神村に高内、竹瓦の地名あるを援けど、緊切ならず。

久慈

今久慈村と云ひ、久慈河口の北岸なる海村なり。水木境、其東北に突出し、河水又舟楫の利あれど、淺瀨風浪を防ぐに足らず、太田の東南三里。

過久慈川　　　淺泊

宮前竹浮談、淺深閑悼郎、白門開霽色、野水泛晴光、漁[illegible]田家樂、石耕村[illegible]忙、綠[illegible]何處寺、晨磬出長廊、

本朝には、鹿島郡高天原の其南の濱邊、凡て鐵ありと云へども、常にいるものなし、或は日く、鹿島邊出す處の砂鐵、上品ならず、多珂郡名古曾の邊より出す處、これに勝れり、また水木村に砂鐵彩し、寬政中、土人堀り採て煎練して鐵を製したり、俗に呼びて鉄と云ふ、又明和の初め、太田にて鑄し錢に、久の字を用ひしは、此久慈砂鐵を以て、鐵錢を鑄んとし、幕府に上達せし故なりとぞ、（國志、同書）

大利田

（茂宮）

今石那坂、茂宮寺と相合せ、坂本村と改む、久慈村の西にして、[illegible]、磯部に接す、石神宮へ一里、大沼村へ一里。茂宮川は、西小澤郷より來り、本村にして、大利田の南を經て、久慈川へ入る。國志に、土浦の櫻川橋と、石那坂下の茂宮川の二橋を常にて、當時の二名橋に數へたり、斷餘の河川には、見落せざりし昔、元禄中の狀を想ふべし。

石那坂

又石名坂に作る、大利田の東なる小坂なりて、古昔濱街道の通路にあたれば、吉宗其名あり。當長年代、奥佐竹義宣、上杉氏の軍に會せんとするため、水戸城を發して、石那坂を經、多賀郡まで進みたること、一書に見えたりと、信け難し。又石那坂の名は、茨城郡石之坂の訛れり、倭に其說あり。

郡鄕考云、今茨城郡石塚村の[illegible]山と相並ぶに小祠あり、傳ふ土中より破裂せる形状の石を出す、隨て掘れば隨て出づ、大小數百千を盡す事なし、土人傳說、昔久慈郡石名坂に怪石あり、漸長大にして天を凌ぐ、靜神金槌を揮ひてこれを蹴折るに、其石三分して、一は石名坂に留り、一は今東茨城郡石神にあり、一は即石塚に在る、今地中出す所、是れ其石なりと、荒唐の談なれども、頗古意あり。〇水戸領地理志云、十八道坂、長九十六間、古來石那坂と書す、水戸義公命じて、十八道の字を用ひしむ、按ずるに、森山より藤原洛、片濱通十八村への往還、此坂の外に道ある事なし、故に名附られし歟、此坂より北に通る村々、是を坂上郷と汎稱したり。

世矢鄕

和名抄、久慈郡世矢鄕。〇今世矢村存す、或は世矢なり、高市鄕の西北に隣り、額田山の下とす。

郡鄕考云、今瀨谷村是なり、多珂郡の界にありて、本郡

（瀬谷）　の山間に迫りたる地なれば、其名義は迫谷なるべし、東鑑、養和元年、世谷の名見え、弘安勘文、鹿島康永田牧注文、並に、佐都東郡世谷」佐竹本目錄」文和中北瀬谷などあるは、皆此地なり。

下　常陸國奧郡内、世谷、大窪、瀬谷、

可早如元當鹿島御神領致沙汰事、

右件御領、奧郡[illegible]、不致沙汰云々者、任先例、爲神領、可令致沙汰之状、如件、以下、

元暦元年八月十三日〔鹿島文書〕

眞弓山

眞弓山　今世矢村の大字瀬谷、大和の屬にして、石灘坂の北にあたる峰巒なり。寒水石を出すを以て著名なり、其西北に接する、龜作の山中にも、同石を產す。

（龜作）

古生層下部の岩石（[illegible]石）中に、一條の石灰岩層を挾む、是れ即眞弓寒水石として、世人の稱揚するものなり、岩層の厚さ六十乃至七十米突にして、其走向は北三十度東に走り、五十度を以て西北に傾斜す、山の東部は稍々古生層上部に屬し、其中に石灰岩の厚層を夾む、此石灰層は、前者と異なりて、灰色、若くは暗色をなし、眞寒水石の稱あり、其中に石蓮蓋の化石を含むと云へり」〔地學雜志〕

常陸志云、眞弓山は、麓より一里餘にして岩石を[illegible]、權現の前に至るに、高さ七尺程の寒水石あり、權現に[illegible]、其上に[illegible]〔常陸志〕

登眞弓山　　安積　澹泊

[illegible]、眞弓[illegible]、[illegible]、月吉[illegible]存、

奇石[illegible]、老杉[illegible]門、[illegible]、[illegible]、

[illegible]、[illegible]、[illegible]、

常陸國誌云、眞弓山上、有神祠、[illegible]、又有大杉木）及大杉木、大七八圍、或四五圍、又有大白石、玲瓏可愛、識者曰、即寒水石、然不堪入藥、土人相傳、山中有天狗、天狗者、[illegible]、是白石、有人取白石、夜必以石擊其屋上、其人懼遇、還白石於山、則止云。

小澤

小澤　舊郷名にも呼び、小澤十二郷の唱へありて、小澤岡田より、上木内の邊を汎稱せり。今西小澤、東小澤の二村を立てられ、其西小澤村に、大字小澤遺る、薩都川の東方なり。

小澤は、[illegible]、佐都郡の内なり、[illegible]貞治、明徳の奧郡切手の中に、上小澤十二丁の田數見ゆ、之より先なる、弘安[illegible]には、佐都東郡、小澤五十五丁三段半」とあり、又延元元年六月、宮軍[illegible]、相馬親胤、岩城[illegible]、[illegible]に入り、[illegible]に到る、江戸氏長之[illegible]古[illegible]小[illegible]。

土木内

土木内　今上下の二に分れ、下土木内は留村、上土木内は[illegible]と相合せ、東小澤村と云ふ。久慈村の西、大和田の南にして、久慈川の北岸に綠る。

（留）

元治元年八月、[illegible]田中[illegible]の黨、[illegible]に至る。[illegible]、[illegible]を[illegible]する能はず、[illegible]して[illegible]せし[illegible]、[illegible]北に[illegible]ことを[illegible]、[illegible]久慈郡に[illegible]、[illegible]一千[illegible]、[illegible]、久慈川を[illegible]、[illegible]、[illegible]竹[illegible]田中[illegible]、[illegible]、河北[illegible]、[illegible]、其[illegible]、[illegible]、九月[illegible]。

內田

內田　今小澤、岡田、落合等と相合せ、西小澤村と改む、大和田、瀬谷の西にして、里川、薩都川の東邊を占む。

岡田

岡田　今西小澤村の大字也、中山氏は之を以て、和名抄、岡田郷の遺地とせられしも、吉田博士に異說あり。「新志云、岡田郷、今の岡田村なり、民居多くは丘壟の上に在るを以てなり、佐竹[illegible]の[illegible]、岡田[illegible]、此地に住して、岡田[illegible]と稱す、其子孫[illegible]に移り、[illegible]氏となる、弘安大田文に「佐都東郡、東岡田十五丁、西岡田十丁」とあり、佐竹家士知行目錄に「正長□年、佐都庄岡田郷」云々とあり、文[illegible]の時、[illegible]久慈郡に復す。

楊島郷

楊島郷　和名抄、久慈郡楊島郷。○今詳ならず、小澤岡田兩村の地ならずや、或は小澤を以て古の岡田郷なりと云へど、今多賀郡山方、大賀の邊を岡田郷の舊地と思惟せらるる節あれば、且之を此間に係け、後の正を俟つ。

楊は[illegible]なるべし、大和[illegible]の[illegible]に見ゆ、或は[illegible]と云ふ[illegible]あれど、[illegible]多賀郡[illegible]、[illegible]、甲川の[illegible]、久慈川の北岸に、楊島など、[illegible]に因めるものもありしならん、猶考へよ。

薩都川

薩都川　又里川に作る、山田川と[illegible]して、北より南に降り、久慈川の一支なり。其源は、徳田の奧なる三鈷室山に發し、中村、折橋、小菅、深荻より、高屋、甲宮等を經、漸く山谷を離れ、太田市街の東を流れ、落合（西小澤村）河合（幸久村）の間にて、久慈川へ合す、長凡十二里。

（里川）

薩都川の峽口は、古の佐都郷にして、其山中は多賀郡賀美郷の舊地かと疑はる。」[illegible]、佐都川は源を[illegible]の山に發し、大菅、小菅の間を南流し、[illegible]河内を過ぎて、甲宮村の東を經、太田の西[illegible]、[illegible]れ、內田の西にかゝり、落合にして久慈川に入る、菅より落合に至る、大率山溪、十里に近し、淺[illegible]にして舟楫を受るに堪へず、年魚を產する、甚肥脈にして、國國溪注、[illegible]これを稱すれども、此川の品に[illegible]する者なし。

中世、久慈川の東なる、本郷の地を三分し、久慈東郡、佐都西郡[illegible]、[illegible]に久慈の名を存せず、[illegible]、本郷内に[illegible]なり。

志萬郷（シマ）

和名抄、久慈郡に載す。今[illegible]、山田川、淺川、[illegible]久慈川に注ぎ、[illegible]に合へり。今[illegible]村大字島あり、[illegible]宇小島あり。

郡郷考云、今[illegible]小島等の地是なり、久慈川の東岸にありて、北より山田川來り合する間に挾まる、故に島の名あり、佐竹義篤の車安[illegible]に「久慈東小島」とあるは今の小島を云ふ、古志補云、古村富士山岩と云ふ、官林の地、西面に岩穴多し、其數今廿九あり、其穴小なる者は入口三尺、内に入れば竪六七尺、横五六尺程なり、又大なるもの入口四尺、内に入る竪二間、横七八尺ほどなり、里俗[illegible]と云ふ。

河合（カハヒ）

今栗原、島村、[illegible]田と相合せ、幸久村と云ふ、山田川、里川此に會り、左右相合して久慈川へ注入す。

其幸久の名は、萬葉なる防人の歌に「久自河は幸くあり待て」とよめる因なるらん、古年[illegible]に村號を製し、それにも幸久と命す。

河合は[illegible]田と水[illegible]隔て、水戸、太田間の一驛市とす、太田へ一里半、[illegible]の河江神を祀る、此地と祝けり。又枕石寺あり、親鸞上人の枕石[illegible]ふる什寶あり、其傳に日く、上人弟子に十四夜の[illegible]、[illegible]の枕石を賜り、大門村に寺を建つ、[illegible]河合に移し、今に大門山枕石寺と號す、云々、[illegible]

三代實錄、元慶元年、授常陸國正六位上河江神、從五位下、[illegible]、今久慈郡川合村、[illegible]祠、日河井明神、蓋河井明神、[illegible]也、川合は山田川、久慈川合流の地の名なり、[系圖]佐竹義重[illegible]、河井[illegible]、[illegible]郎忠遠女」とあるは、若くは此地の人にて、河井に作り[illegible]事もあり[illegible]か、[郡郷考]

小島（コシマ）

今中野、川島と合せ、世矢村と相合せ、郡戸村と改む、[illegible]の西北にして、[illegible]此に會り、久慈川へ入る。

小島之[illegible]、[illegible]志[illegible]部在家、同村之内小島之在家、並南宮[illegible]、[illegible]段[illegible]、合而二十五貫也、于[illegible]、[illegible]八木網[illegible]郎中[illegible]、[illegible]

正月廿三日　　　　義　俊

白石治部[illegible]殿[白石文書]

新志云、小島と中野の間の地に、古墳七八あり、ボンテン山と稱するもの尤も大なり、其他も小なるには非ず、凡て東[illegible]の形狀なり、古墳なるを知るべし、この地山田川を隔たるのみにて、大里郡家に接近なり、郡家は上古國造の居る所にして、後郡司の廳となれり、因て考ふるに、これ久自國造の墓、若くは郡司の墳たる事必せり、其[illegible]大なれば、決して凡民の墓にあらず、國造の族類の塚なるべし、[illegible]田[illegible]名に、常陸小島の宗重坊蓮位[illegible]其[illegible]、其門弟下[illegible]蓮信、西ノ宮信位と、下ツマ、西ノ宮、今知れず、小島といふは、下妻にも同地名あり、一書には下妻蓮位房と[illegible]す、されば此にあらず。

川島（カハシマ）

近年松栄村と改め、[illegible]郡戸の新[illegible]に就きたり。○佐竹昌義の四子[illegible]、[illegible]郎と稱す、八條院[illegible]人に補す、[系圖]治承四年、今[illegible]、花園[illegible]城[illegible]に籠る、賴朝に見え家人たり、文治三[illegible]罪あり、[illegible]司部に[illegible]せらる、[東鑑]賴[illegible]死後、去て京[illegible]に往き、[illegible]內大臣基通に依り、其邑山城革島庄に匿る、子[illegible]、革島庄下司職たり、革島氏と稱す、子孫相續きたり、[革島系圖]○淨土真宗系譜、第七世了[illegible]開[illegible]人、[illegible]福寺、[illegible]二世、[illegible]佐竹義秀[illegible]、[illegible]、[illegible]之[illegible]山、在久慈郡川島村、又云、常福寺第三世、滿蓮社明誉了知、永享四年、開不[illegible]山[illegible]寺[illegible]、[illegible]。

中野（ナカノ）

今[illegible]、[illegible]丘と云ふ、[illegible]

古へ[illegible]丘と云ふ、[illegible]

陣臣云、常陸國[illegible]、[illegible]のすがた、[illegible]に[illegible]云々

「[illegible]、[illegible]と云へり」

遠山と云ふ丘は[illegible]、[illegible]ありしもの、[illegible]、これは昔遠山氏の[illegible]へんとて、[illegible]なるべし、風土記に「自郡以南、近有小丘、體似鯨鯢、倭武天皇因名久慈」とある丘は、即これならんと、石川久[illegible]云へり、「中山信名日、近頃、我國[illegible]、なまさかしらなる者は、久慈[illegible]鯨[illegible]と[illegible]名たるへけなといへど然らず、[illegible]、上古より[illegible]、[illegible]見るに、鯨鯢の形[illegible]、古の郡家は久慈[illegible]りと見ゆれば、中野の丘によりは北に當れり[東[illegible]記]

（久慈理岳）

淺川（アサ）

山田川の西に[illegible]、宮河内山より[illegible]南下し、川島を小島の間にて、久慈川へ入る、長[illegible]里。

川島は近年[illegible]と改めたり、今其に郡戸村の管内へ入る、[illegible]、[illegible]に見えたり、

伊賀式部[illegible]

右八月廿三日[illegible]、[illegible]常陸國[illegible]、[illegible]小田宮内[illegible]、[illegible]、[illegible]山大寺河原[illegible]、[illegible]、[illegible]佐竹與次郎[illegible]、[illegible]、仍[illegible]一見、[illegible]、日安[illegible]

建武[illegible]年八月日　飯野八幡[illegible]

（房花）

佐竹郷（サタケ）

和名抄、久慈郡佐竹郷、[illegible]今佐竹村是なり。

河合[illegible]萬郷の北にして、舊郡、山田二水の中

(竹狹)

間なる狹地とす。佐竹は、上音相通ならん、古書狹竹にも作れり、即ち州中世の豪族、佐竹氏の起れる地とす。郡郷考云、今天神林村是なり、地に佐竹寺あるは、是れ郷名の遺れるのみにあらず、其天神林と稱するも、天神を祀なる、饒速日命を、此地に奉祀し、其天降りませる時の供奉、物部廿五部の一、狹竹物部が居たりし所なる故に、郷名とはなりたるなるべし、此地に久米部あるも久米物部が居たるなるべし。(風土記に據りて、久慈の邊に大伴村てふもありし也)

新志云、堀河帝の朝に、源義光、常陸介に拜任す、謂ゆる新羅三郎是なり、〔尊卑分脈、佐竹系圖〕初め天元の際、曾祖父滿仲、常陸介に拜し、長和中に頼信亦これに任ず、〔小右記〕近くは兄義綱も、亦この任に任ぶ、是を以て、一族の中、本州に留住の者あり、其私田の數少きにあらず、〔分脈系圖〕義光在任の間、多く田畝を占め、義光奥州菊田庄を領す、〔[illegible]〕[illegible]留住し、これを男義業に傳ふ、義業久しく本國に留まり、佐竹進士と稱したり、多氣權介平致幹の弟、清幹の女を娶て、昌義を生む、昌義は佐竹冠者と稱す、始めて永住して國人となる、父祖の地を領して、[illegible]氏と相比す、是より先、那珂久慈兩郡の間に於て、藤原氏あり尤豪族たり、昌義壯なるに及て、先其下風に從ひ、〔諸藏院本系圖、正宗寺本系圖〕[illegible]氏に[illegible]す、昌義奥七郡は、那珂西、那珂東、久慈西、久慈東、佐都西、佐都東、多珂これなり、[illegible]中、佐竹[illegible]京師に在[illegible]して、[illegible]氏の各郷を領するを以て、[illegible]時、佐竹の一族いまだ頼朝に歸せず、兵を擁し[illegible]伺ふ、〔東鑑〕義政は昌義の四男なり、其兄太郎忠義實な[illegible]、東[illegible]に、忠義は義政に作る、後に名を更めたるなり、子なきを以て隆義を宗嗣とす、頼朝自軍を率て國府に至る、佐竹義政、國府義兵を設てこれを待つ、秀義は隆義の子なり、頼朝上總權介平廣常をして、紿きて義政を殺し、金砂城[illegible]を攻めしめ、遂に鎌倉に歸る、養和元年、平宗盛、法皇に奏請し、佐竹隆義を常陸介に任じ、院廳の下文を賜て、頼朝を討たしむ、〔長門本平家物語、源平盛衰記、常陸介に任ずるを以て出義とす、是なり〕曾祖義光常陸介に拜するの後、隆義に至て始て此官に拜す、〔吾妻鏡〕八月、[illegible]陸奥出羽押領使藤原秀衡を以て陸奥守に拜し、同[illegible]、頼朝を討しむ、〔山槐記、東[illegible]〕秀衡は隆義の外戚なり、〔系圖〕頼朝一時の後にあるを以て深く憂とす、故に鎌倉に在て坐を動せず、專ら防禦の備を設く、壽永元年五月、佐竹常陸介隆義卒す、男秀義嗣ぐ、〔系圖〕後平族敗るゝに及て、終に頼朝に歸す、〔系圖、[illegible]〕[illegible]は佐竹別當と稱す、常陸介たり、子義重嗣ぐ、[illegible]年、北條時政に屬して、[illegible]宇治河に戰ひ、功を以て[illegible]山田[illegible]を賜ふ、〔東鑑、[illegible]〕[illegible]、〔系圖〕子長義、子義胤、子行義、子貞義、[illegible]江[illegible]等、[illegible]、常陸守護に補せらる、[illegible]、北條高時の召に應じ[illegible]、[illegible]、太平記〕後足利氏に屬す。(以下太田城址に詳にす)

磯部(イソベ)

今天神林、稻木、[illegible]相合せ、佐竹村と改稱す、太田の南半里、[illegible]、磯部の西北に當る、谷河原は其[illegible]方に在、[illegible]佐都西郡、[illegible]反大」と云ふは是也

谷河原(ヤガハラ)

今佐竹村の大字[illegible])二十[illegible]巡[illegible]、谷河原西光寺は、第二十[illegible]、[illegible]喰唯[illegible]師の舊[illegible]なり、もと嘉暦中、那珂郡[illegible]にありしに、寛文元年當所に移す。○稻田門[illegible]名[illegible]、鳥喰の[illegible]信房[illegible]云ひ、其弟子に小野崎敎信、[illegible]など見ゆ。

天神林(テンジンバヤシ)

今佐竹村の大字とす、佐竹[illegible]ありて、其天神社といふも、佐竹物部の氏神たりしことゝ、推斷すべし(常陸誌云、太田より天神林へは程近ければ、頓て詣でぬ、鳥居に企宇をもて七代天神宮と掲げぬるは、是亦西山公の御筆也、[illegible]諸國を巡禮して、普く神社の御正躰を問質し侍りしが、此の如く七代を一社に祟め奉る事、未だ聞かず、あはれ何れの世誰の人の尊敬せし御社にや、

久方の天[illegible]神代の七柱大數立て、[illegible]この宮

天神社のことを、下の稻村神社の條に詳にす

[illegible]、[illegible]住、七人呼夫婦塚、後公[illegible]名陰陽[illegible]、　安積　覺

[illegible]竈背[illegible]驚行、陰陽南[illegible]寫佳名、孫實落日江天暮、[illegible]西[illegible]鳥[illegible]、

稻村神社(イナムラ)

[illegible]、久慈郡の官社なり、今の佐竹天神叢是なりと云ふ、或は[illegible]の村字は、其の說かといへり、郡郷考云、[illegible]二年、常陸國稻村神、預る官社、文[illegible]之時、[illegible]仁和元年、常陸國稻村神、授[illegible]位上、[illegible]久慈郡は、饒速日命の子孫[illegible]造なれば、[illegible]其[illegible]祖神を祭りしを後[illegible]に[illegible]、其村名に依りて、稻村神社とは稱せるか、又此は稻木村と其地勢一[illegible]の如し、思ふに、古は郷名佐竹、村名稻木なりしは、寛政[illegible]三村[illegible]の小田に[illegible]、[illegible]佐竹[illegible]せる[illegible]はなかりしなるべし、因て神[illegible]稻村[illegible]ありたるを、[illegible]の近さまゝに、神名式、[illegible]、今七代天神なりと云ふ[illegible]こそ、[illegible]なるべけれ。○新志補云、元祿四年、[illegible]公、邑[illegible]に命して、天神七社の[illegible]在[illegible]は[illegible]坂にありて佐竹城の[illegible]、一[illegible]小[illegible]原、一は[illegible]山、一は非之手(又日浮[illegible]山)一は富士山、一は[illegible]山(一名石堂山)にあり、[illegible]く七社なりと、公乃其七社を[illegible]して曰く、[illegible]常公の[illegible]にあらず、宜く天神林に移して、七神を一社とし、其誤を正すべしと、六年に至り造營功を終り、新に神境

上面八臂、[illegible]に七佛[illegible]と書し、公身牲髂をさゝげたまへり。

佐竹寺（サタケ）[illegible]に在り、[illegible]三十三所觀音堂の一にて第二十三番なり（佐竹寺、今寺地二百坪、傳へて花山法皇の御願にして、佛元密の創立する所と云ふ、初め鶴池の上に在り、[illegible]、[illegible]六年、佐竹[illegible]す、天文十二年兵火、十五年之を今地に遷す、朱印田八石を有せり。[illegible]

稻木（坂馬）今佐竹村の大字とす、佐竹[illegible]の六男、[illegible]義清、此に居を占め、稻木氏と稱へたり。其馬坂城址は、乃祖より隆義までの故居にて、義清之を傳領せりとぞ。[illegible]云、應永二十三年、[illegible]上杉（犬懸）氏憲入道禪秀反す、公方持氏遁れ管領上杉憲基の家に入る、佐竹義人[illegible]に在り、[illegible]て持氏を救ふ、持氏軍敗れて駿州に遁れ、今川範政による、憲基は義人と共に越後に赴く、已にして持氏鎌倉に入て位に復す、大に將士の功を賞す、〔判鑑〕〔大草帋、判鑑、神明鏡〕義人は評定の頭人となる、〔判鑑〕義人の一門稻木氏は、山入入道に同意して稻木城に籠る、〔戸村本系圖〕石川文書、近隣の兵、持氏の命に依て、これを攻む、二月七日、同月廿四日合戰あり、〔石川文書〕稻木城遂に攻め落さる、稻木氏絶ゆ、〔戸村本系圖〕のち佐竹義俊の子義房、稻木に居り、天神林氏と稱したり

鶴池址 [illegible]云、大里村より天神林村白馬寺に至る間に、[illegible]の池と呼べる大池ありしを、慶長中、天神林の人、長大夫と云ふ者、開墾して田となすと云ふ、白馬寺の傳に土堤あり、[illegible]にあらずして、其人住に出たるか知るべし、是れ風土記に見ゆる[illegible]の遺れる址にて、[illegible]内大日[illegible]の地にありし池なるべし、其末田、今も霖雨經旬なる事あれば、瀦水擁滯して、當時大池なりし様、[illegible]たり、其長二里に及ぶといふ、[illegible]谷、大里の條に合考すべし

大田郷（オホタ）和名抄、久慈郡大田郷、（今大田村、[illegible]村、及び[illegible]田村なるべし、佐竹郷の北にして、久米郷の東とす。

風土記に「郡東七里、大田郷」とありて、郡家は久米郷[illegible]大里なりと知せらるれば、[illegible]合ふ、今大里と太田に、相去る三十町許、[illegible]云、文治四年の條に、佐竹秀吉[illegible]領太田とあるは、本郷なり、佐竹系圖に、嘉德二年、常陸國那珂郡庄太田郷を、[illegible]常領に附せられしと云ふは、此郷内の田十[illegible]を割きたるにや。

○弘安勘文「佐都西郡、大田、白岩八十一町三反小」とあるは、大田、白岩の邊の合田數ならん。

うちわたす田のもなびろみしばしとてそら行く雁のまづやすらふ、　[illegible]公

太田（オホタ）今太田町、人口九千、當國北偏の名邑にして、水戸、太田の間六里の沃野は、水藩の天府と稱める境域なりき、近年、水戸より十二哩の鐵道成る

新志補云、凡水戸の封内、その太田西南、及び小澤郷、地最廣くして高低なし、之に播るは水稻に宜し、水戸西南及び野々上（那珂郡にあり）坂上、（多珂郡にあり）は隆田多し、之に種るは旱稻に宜し、[illegible]太田は米穀煙草紙蒟蒻等、北郡の物産の市場たり、故に富商あり、水戸藩の時、別館を置かれたるは、佐竹氏の故實に因れるは論なきも、本藩一方の嚢邑なりしなり、明和年中、此に鑄錢す、初め、明和五年、太田村小澤氏、久米村堀江氏、藩吏に請ひ、江戸の公許を得て、太田の木島に錢座を建つ、鑄錢二種、文に寛永通寶と云ひ、（背文久）役夫四千人と稱す、八年大浜に擬り、其事頓挫し、安永六年、遂に停止す、當時鑄手の賦金は、毎年二萬餘兩づゝ、水戸へ運納せりともつたふ

法然寺（ホウネン）今太田に在り、東國淨土宗の古道場なり。○新往生傳云、太田法然寺、永聖蓮智上人、世人字之稱町生南、[illegible]聖聞[illegible]來于此、[illegible]有年、故後[illegible]。[illegible]住甲未詳、或曰常[illegible]人也、[illegible]上人）[illegible]、元々年、於常[illegible]太田村、[illegible]

淨光寺（ジヤウクワウ）今太田に在り、時宗、[illegible]四十石をつたへたり、何代[illegible]、[illegible]古[illegible]に、「常陸國久慈東、佐竹郷、[illegible]住[illegible]、正中二年正月日、[illegible]」とあるは、もし[illegible]古道場の遺否にあらずや。

蓮華寺（レンゲ）今太田に在り、慶長中、水戸藩[illegible]の建てしにや、寺領五十石をつたへたり、其[illegible]に曰く、

付おき申寺領の事、合たかれ十石也、右これはまたまためぐり、あらため出候新ひらきの内にて、あひ渡し申候まゝ、御しよむなされべく候、但みとりやうぶん二十五萬石の、たかのほかにて付おき申候まゝ、いらいともにさうゐ有間敷者也、仍如件、慶長十九年九月廿三日、

妙心山蓮花寺

太田城址（オホタ）今太田町の北なる一高阜にて、俗に[illegible]山といふ、[illegible]聞[illegible]書にも、永[illegible]年、以常[illegible]國佐竹之太田、[illegible]之[illegible]云々とあれ、古城あり、[illegible]城と稱す、古老云、[illegible]城と[illegible]谷との間、昔は入海なり、太田の城より瀬谷の山間に在りて、長橋を架す、之を[illegible]橋と云ふ、其長四百餘間ありしとて、[illegible]記に據るに、この城は、[illegible]中、佐竹[illegible]の築く[illegible]、慶長七年、佐竹氏出羽に移るに及んで城廢す。

中山氏云、[illegible]橋、[illegible]の傳說に、昔久慈郡太田故城の邊にありしとぞ、この郡邊鳥追歌に「夜べはどこの鳥追しや、[illegible]の鳥追しや、七[illegible]郎、八木[illegible]太郎、多氣介入道、さるが橋にてどんどめく」と謠ふ、

入木彌太郎は佐竹氏の家臣の名なり、太田城の大手の橋の名を云しと見えたり、されど詳ならず。○北越軍記云、慶長五年、上杉景勝[illegible]道につき、直江山城守兼續は、兼ゝ約諾の通り、佐竹義宣へ申合すべしとて、常州太田の城へ赴きけり、常陸[illegible]云、佐竹の[illegible]山、新田の金山、佐竹の太田山、是を關東三箇の名城と申し、初より終に攻落されたることなしと申傳。○今按、太田の築城は、何代に始りしか詳ならず、又佐竹氏の嫡統の、太田に居邑するも久しかるべく、已に[illegible]讓狀にも、太田郷を總領への[illegible]、文和四年の義篤の秀義の領所は、大田を首揭したり、[illegible]中山氏は、稻木村馬坂の墟址を以て、佐竹氏の[illegible]遷ぶれど、始末を詳にせず、[illegible]義稻木を六男に[illegible]るを見れば、長男[illegible]義に太田を讓へ、是より太田は本宗の居館と爲れるにや

正平十年、足利尊氏、佐竹義篤の諸子に地を頒つ、嫡子義宣に佐都西部太田郷、久慈東郡高倉郷、[illegible]郡、久慈庄、多珂庄、石塚保、那珂東郡戸村、小場郷、岩瀬郷、[illegible]中野村、越中下井與河村、加賀中林村等、大小[illegible]所を授く、是皆歴世相傳の地なり、十七年、義篤病に罹り危篤、再び券を作り、地を男女子孫に頒ち、讓書して證券とす、「義篤讓狀」[illegible]義宣嗣ぐ、左馬助、左近[illegible]、伊豫守を歷、又侍所別當となる、義宣の子義盛、其後を承く、義盛子なく、女を以て上杉[illegible]の子龍保を[illegible]し、養て子とす、應永十四年義盛卒す、明年龍保[illegible]太田城に入て居る、後義憲と云ひ、更に義仁と改む、[illegible]山寺、正宗寺、戸村本系圖[illegible]義仁の年[illegible]上杉氏の臣、山寺[illegible]之に傳たり、[illegible]秀、足利持氏に叛き、兵[illegible]義仁[illegible]り越後に走る、「喜連川判鑑」[illegible]族稻木[illegible]山入常元に黨し、稻木城に據り兵を舉て、石川

文書[illegible]月、長倉[illegible]、[illegible]を以て城に據る、持氏義仁をして之を攻めしむ、岩城、岩崎の兵之を助く、小野寺[illegible]に軍し、「[illegible]文書」[illegible]長倉を攻む、[illegible]降る、山[illegible]に據る、[illegible]して之を攻む、[illegible]七年、[illegible]る、「[illegible]」[illegible]仁[illegible]を[illegible]兵を[illegible]小[illegible]石田[illegible]、長倉[illegible]の役、佐竹[illegible]小[illegible]「[illegible]」[illegible]義仁の六男[illegible]上杉氏[illegible]兵を[illegible]大宮[illegible]子義治[illegible]十年山入[illegible]久米小[illegible]を攻む、「[illegible]」[illegible]小田[illegible]死し[illegible]太田を攻[illegible]自害と[illegible]之を攻む、遂に[illegible]且[illegible]元年、[illegible]小田に[illegible]小野[illegible]之に[illegible]す、[illegible]子義[illegible]ることと十數年、[illegible]宮少將に至り、位四品に陞る、實に佐竹中興の祖也、子義[illegible]

ふ、遂に江戸氏の地を[illegible]し、[illegible]四方に[illegible]はる、國内[illegible]子義宣を水戸城に[illegible]き、國事を委任し、太田城に卒す、是[illegible]豐臣秀吉、義重に命ずるに常陸[illegible]を以てす、[illegible]常陸諸郡、三十三氏南部にあり、[illegible]て三十三館と[illegible]ふ、[illegible]小田[illegible]北條氏の[illegible]佐竹氏之を[illegible]む、是に至り、十九年正月、義宣[illegible]江戸氏の[illegible]地に下して、悉く其臣[illegible]を[illegible]り、「[illegible]」[illegible]二月九日、事に[illegible]して鹿島、行方の[illegible]を太田に[illegible]、[illegible]に[illegible]じて[illegible]く之を殺す、所謂南方三十三館の主、[illegible]亡滅す、「和光院六[illegible]寺南過去帳、佐竹[illegible]、三十三館[illegible]」義宣一朝三十三氏を滅し、[illegible]其地[illegible]「[illegible]記」、[illegible]記、[illegible]」南は下[illegible]、西は下野、[illegible]べり、[illegible]封八十萬石と稱す、慶長五年、[illegible]氏に[illegible]す、七年、義宣の[illegible]を[illegible]め、出羽秋田に[illegible]し、「[illegible]」寛永四年、水戸[illegible]中山[illegible]を太田に置く、中山氏乃[illegible]を[illegible]下、[illegible]年、[illegible]に移し、[illegible]て別館を其址に[illegible]「[illegible]」

今[illegible]谷、[illegible]、[illegible]、[illegible]、田[illegible]と[illegible]合せ、[illegible]村と改む、[illegible]「太田郷佐都部之[illegible]」云々とありて、[illegible]太田町の東[illegible]、[illegible]川の左岸とす

幡（ハタ）

[illegible]部[illegible]、[illegible]一戸村に佐竹系[illegible]、[illegible]には「佐都郷東郡、波田三十五町」と記せり、地界一定なかりしにや。

長幡部神社（ナガハタベ）（田波）

[illegible]一宮社にて、[illegible]に[illegible]す、其創始は風土記に[illegible]

[illegible]、[illegible]、古老曰、珠賣美萬命[illegible]、自天降時、[illegible]、名綺日女命、本自筑紫國日向二神之峰、至三野國引津根之丘、後及美麻貴天皇之世、長幡部遠祖、[illegible]命、[illegible]自三野、[illegible]

茂、吉立使臣、田嗣之、其房様巨、白山犬養、更任長續、田之內嗣、丸山當賀糧臣、[illegible]人見、故岡居原、目內白國、田名以[illegible]、[illegible]、不得[illegible]、今年年閏[illegible]、宣[illegible]之

郡[illegible]、古書は、上件六ヶ人[illegible]を定むるに合ふ者[illegible]、古書に[illegible]子、神大根十者、[illegible]、[illegible]、[illegible]八広人[illegible]、[illegible]、[illegible]八年[illegible]、[illegible]、國道[illegible]、[illegible]野を[illegible]に[illegible]るもありて、其[illegible]して長幡部神社は置かれしと見ゆ、又、武蔵[illegible]にも、長幡部神社あり（[illegible]木社、中吉具朱、小幡足神と云ひ、[illegible]改めて[illegible]形明神といふ、[illegible]守府将軍書紀[illegible]、其[illegible]代の時、[illegible]に[illegible]り、[illegible]るに及び、鹿島三島伊[illegible]八幡[illegible]の神を、此に[illegible]し、是より四[illegible]神盛になり、本社は[illegible]へしを、[illegible]中に、[illegible]人の[illegible]に[illegible]りて、長幡部神社の舊に復る（[illegible]）

高貫

今機初村の大字とす、幡の東にして、大字田渡と相接す　其田渡は、[illegible]弓山の北に連なれるを以て、同く石（田渡）有名なるべし

佃瀬石は、田渡、若松、白羽の山中、又高貫山中より出で、其石大なるは一丈余、小なるは一二尺、其質堅緻にして、支那の[illegible]に似たり、其又石は[illegible]にして精巧なし、世人此石を以て庭園の飾石に加ふ

密嚴院址

今[illegible]村大字[illegible]谷に在り、[illegible]長谷と稱し往昔[illegible]せりといふ、其地は[illegible]（山伏）之に居り、其田田六十五石を給せられ、當國に於いて[illegible]稱せり、本社する所の大宮明神、其[illegible]に[illegible]音堂に[illegible]しては、別當といへりとぞ、其に[illegible]、寄嚴院末となれる。（長谷）

馬場

今[illegible]田村と改む、太田の北にあり、佐竹八幡宮の門前にあたる、[illegible]此名あり

佐竹[illegible]の子孫、[illegible]、[illegible]八[illegible]と稱す、[illegible]、[illegible]任間、[illegible]に[illegible]、[illegible]に移り、[illegible]系[illegible]、[illegible]守に[illegible]、[illegible]佐竹[illegible]、[illegible]馬場[illegible]と稱す、[illegible]、[illegible]、中[illegible]に、水戸[illegible]、[illegible]に[illegible]、[illegible]

佐竹八幡宮

佐竹[illegible]にして、[illegible]十年をへたり、[illegible]とい[illegible]、中山と云ひ、其人の[illegible]に、凡[illegible]と云ふ由にあらし、[illegible]の外に[illegible]るべし、[illegible]なり、[illegible]、[illegible]、[illegible]なる[illegible]、これを[illegible]と云へり、[illegible]の[illegible]にも見え[illegible]の[illegible]も見ゆ[illegible]あり

西山

（新宿）

太田の西北なる[illegible]にして、金砂山の山尾なりと、[illegible]。西山の民[illegible]、今は[illegible]田村の管内とす。此[illegible]は、水戸義公[illegible]の[illegible]、其名世に遠く聞こえ、公[illegible]後山荘を[illegible]し、[illegible]等と名けたりしが、文化中失火[illegible]字亡ぶ。烈公、天保年中、更に[illegible]の[illegible]に[illegible]し[illegible]を[illegible]す、今は之を傳へて、[illegible]家の[illegible]とす。[illegible]用[illegible]す、[illegible]、又[illegible]の[illegible]

[illegible]

[illegible]　[illegible]

上[illegible]、[illegible]、[illegible]下[illegible]　[illegible]

（[illegible]、[illegible]公[illegible]、[illegible]）

名賢[illegible]、[illegible]、[illegible]、

[illegible]一片[illegible]、[illegible]、[illegible]、

[illegible]、[illegible]、　小[illegible]

常陸[illegible]、太田[illegible]、佐竹氏の[illegible]なり、今に[illegible]

（西山舊址）

[illegible]

とも稱したまふ、諱は光圀、字は子龍）この山に隱居したまふは、元祿四年辛未五月になんありける、（予時前權中納言、六十四歲）それより前に、山[illegible]草をかり、土をたひらかにして、かやが軒端、竹あめる扉、かりそめなる御かまへなり、此かまへの時、くちたる舟の櫓をほり出したるを見れば、いつれのむかしまでか、この山のふもとまでも、久慈の海などや入きたり侍りけむ、今は其[illegible]まで[illegible]里に[illegible]、[illegible]かたき事なるべし、山に入らせたまひて後の詩歌には、西山[illegible]ともかゝせたまふ、此山中にす[illegible]そ十とせに及びて、元祿十三年十二月六日に薨したまふ[illegible]、[illegible]は義公と申す、西山より一里[illegible]、[illegible]ふり、その際儒禮をもちひらる、云々。

久昌寺（キウシヤウ） 西山[illegible]に在り、[illegible]、[illegible]中、義公（光圀）[illegible]日忠を聘し之を開く、公の母日勾夫人の廟寺なり。

到久昌寺、漫賦　今井弘濟

携手尋幽境、地幽人跡稀、嵐[illegible]鼓怒、運[illegible]、出沒[illegible]丘壑、[illegible]入翠微、[illegible]、野鳥[illegible]戶、山[illegible]、[illegible]

常陸[illegible]云、久昌寺、[illegible]門、[illegible]門、[illegible]どのさまく、しく、本堂には[illegible]寶[illegible]、中[illegible]、[illegible]日[illegible]、この西山公自筆、諸僧[illegible]の二十八品を[illegible]たまひ）を石に釋迦[illegible]寶の二[illegible]をおはします、本堂の[illegible]ふ、[illegible]法師[illegible]を聚めて法華を[illegible]かて、[illegible]して聽聞せしと云ふ心なるべし、此堂に久昌院日勾大姉の位牌を安置せられたり、[illegible]西山公の[illegible]申奉る也、[illegible]より長[illegible]、方丈の[illegible]に若を[illegible]通し、[illegible]六十間[illegible]、[illegible]洞を通りて[illegible]方[illegible]、此[illegible]より見[illegible]、[illegible]と稱して十宇の僧舍あり、[illegible]に[illegible]て三昧堂と云ふには、讀書樂寮を立てり、獨當寺は延寶年中に草創、日忠上人を開山として、母公の菩提を追薦し給ふ所とぞ。

佐竹諏訪神社（サタケスハ） [illegible]に在り。[illegible]志備云、[illegible]諏訪明神、社領二十二石七年、社司を二方氏と云ふ。按ずるに、文治[illegible]年、[illegible]、佐竹[illegible]之に[illegible]、信[illegible]

増井（マスヰ） 今[illegible]、[illegible]門[illegible]合せ、[illegible]村と云ふ、何の意にかく改めしか、太田の北半里。増井川は、大門の山中に發し、南に下り、太田の西より南へ繞り、里川へ入る、長四里。

正宗寺（シヤウソウ） [illegible]に在り、[illegible]、[illegible]、近[illegible]田百石なり[illegible]、貞和中、佐竹氏[illegible]、月山和尙[illegible]開山[illegible]し[illegible]。

[illegible]志云、正宗寺[illegible]月山[illegible]、[illegible]、佐竹貞義之長男、[illegible]之兄也、按、[illegible]院[illegible]、[illegible]、佐竹系[illegible]、[illegible]日[illegible]見、初在大瑞山勝樂寺、延[illegible]年中[illegible]、[illegible]之後、[illegible]二百[illegible]、到于[illegible]之代、月山和尙[illegible]之[illegible]、[illegible]法[illegible]、[illegible]之日、[illegible]正宗寺[illegible]、其[illegible]の[illegible]、[illegible]八[illegible]を[illegible]立也、云々、佐竹[illegible]、[illegible]二[illegible]日、[illegible]、[illegible]內、下[illegible]村半分、一期の間知行すべき也と。

[illegible]、[illegible]山[illegible]記[illegible]

令起邪見 [illegible]之[illegible]也、[illegible]、佐竹[illegible]中[illegible]、[illegible]之[illegible]、其一也。

又云、宗[illegible]によれば、[illegible]正宗寺は、貞義公の子、月山和尙、天龍寺にて學問なされ、常陸へ[illegible]、寺を開基なさる、天龍寺の傳法にて、五[illegible]、[illegible]和尙は、[illegible]公の[illegible]なり、其以後、[illegible]和尙に、[illegible]公の[illegible]、いづれも此に住持したまへり、[illegible]、正宗寺[illegible]、[illegible]觀音寺を[illegible]の建立に[illegible]、寺を中興して、大瑞山[illegible]寺と[illegible]し、[illegible]、二百[illegible]の後、月山和尙こ[illegible]住持し、[illegible]、月山に[illegible]の[illegible]となると、正宗寺[illegible]、佐竹[illegible]太田[illegible]村、大瑞山[illegible]寺は、[illegible]本[illegible]寺院なりしを、月山正宗寺を[illegible]され[illegible]、この寺迄て其[illegible]、今は全く[illegible]中となる云々、[illegible]せる詩を多[illegible]て、[illegible]之[illegible]寺、

（勝樂寺）

[illegible]數百[illegible]、[illegible]見[illegible]、[illegible]、[illegible]合[illegible]人[illegible]、[illegible]上[illegible]、[illegible]分[illegible]、[illegible]人、
天[illegible]、[illegible]門[illegible]、[illegible]門長、[illegible]、一[illegible]、[illegible]

又云、今正宗寺の[illegible]の後の[illegible]地に、小[illegible]、[illegible]一[illegible]、[illegible]にて、[illegible]、宮[illegible]に[illegible]、佐竹氏[illegible]、[illegible]一門すべてこの[illegible]て[illegible]と云へり

常陸[illegible]云、[illegible]、七堂の伽藍いと物古りて、[illegible]和尙に拜面[illegible]りて、諸堂を[illegible]、[illegible]、貞[illegible]追討のとき、[illegible]の法を行はれたる堂にて、[illegible]

[illegible]傳、物故き廟社にて立たまふ

國見山（クニミ）瑞龍山の一名なり　茨城國志云、國見山（又號久也木）在久慈郡太田鄉西六七里、山不甚高、其頂見國中名者、曰山頂南數百里間、無一山、故登臨而望、則可遥河以南、河内郡以北、悉在目前故也

瑞龍山（ズヰリウ）増井の北にして、水戸徳川家の墓域の在る所なり（太田町を去る一里、里野宮の西にあたる）[illegible]儒禮に因り、墳首碑趺、馬鬣の封有、今に[illegible]

威公（頼房）　（頼重）　義公　光圀
（頼常）　（綱條）　良公（宗堯）
文公（治保）　武公（治紀）　哀公（斉脩）
烈公（斉昭）

（附記）瑞龍山は隨龍にも作り、村里名なるが、もと旗櫻寺の法號なりとも云へり、又一説に、水府義公が、太田島千代君の墓を修めらるゝ時、白蛇を得たるを以て、延寶七年、今字に改むと、村北に山あり、舊國見山と稱す、即水戸家歷代、墳墓の地なり

小野崎（ヲノザキ）弘安太田文に「佐都西、小野崎十八町半、中小野崎四町五段、小野十二町三段」と見え、佐竹家中文書目錄に「永正五年、佐都西郡小野一方」と見え、今舊址三所あり、小野坪にあるは小野氏の居にして、小野崎及び今宮山にあるは、共に小野崎氏の居りし所と云ふ、天保十三年、瑞龍村に併せらる

佐土杉入道誓上、宇都宮下野守、可及合戰之由、有其聞之間、既來廿日所發向也、不廻時刻、可馳參之狀、如件、

貞治三年八月十八日　　某氏（判）
小野崎伊勢守殿（後略）

藤原秀郷の孫、文修、其子公通、其子通延、通直、通[illegible]に常陸に徙り、久慈郡太田鄉に居り、太田大夫と號す、通道は即小野崎氏の祖なり〔小野崎系圖、常陸誌料〕、其子[illegible]、佐都山の兇賊を戮して功あり、[illegible]て、其太夫と曰ふ〔佐都古記、系圖〕、子通盛、佐竹昌義に從ひ、小野崎に居り、始て小野崎氏と稱す、子通長、佐竹昌義に[illegible]臣たり、其子通政、[illegible]の名あり〔系圖〕、[illegible]〔佐竹系圖〕通政五代の孫、通綱、亦甲斐守と[illegible]此に[illegible]、世々彦[illegible]と稱す、子通春、下野守たり、[illegible]山木系圖、建武二年、佐竹[illegible]に從ひ、北畠[illegible]戰ひて功あり、弟通業戰死す〔佐竹文書、佐竹系圖〕、建德元年、通[illegible]多珂郡山尾に築きて遷る、後因て山尾氏と稱す〔常陸誌系圖、秋山本系圖〕、後又石塚に徙る、伊勢守通業の子、秀通〔系圖〕、正平十八年、足利基氏書を與へて、芳賀禪可を擊しむ〔小野崎文書〕、子、五郎三郎通重、應永廿九年、額田義亮山入與義の黨と共に、額田城に據て兵を擧ぐ、三十年、佐竹義人國國の兵を以て來攻め之を拔く〔鳥名木文書、國田文書〕、後、義人、通重をいるして額田城を與ふ（額田古碑を合考すべし）　稻田門侶交名の中に、小野崎の地名散見す

耕山寺（カウサン）今瑞龍村の澤山（サハヤマ）に在り、曹洞宗の名寺なり[illegible]水光云、慶雲山耕山寺、初文永四年、佐竹長義[illegible]、創為雲寺於[illegible]村、三世而[illegible]火、佐竹義仁[illegible]寺、更移於耕雲寺、再興陽雲寺、[illegible]八世[illegible]陽、文明五年、[illegible]陽雲、改名耕山、今寺田十石、[illegible]中山氏雅記云、耕山耕山寺は、昔[illegible]とも云ふ、寛永二十七年[illegible]

（山耕）佐都之西郡、太田之内、澤山、并びいりう、高貫、合而百八拾石造、於末代、可寄進之狀如件、

天正廿年壬辰八月廿八日　　源義宣（判）
耕山寺侍司

旗櫻寺（ハタザクラ）今瑞龍山下に在り、[illegible]記云、康平五年壬子、源頼義父子、東征歸陣之日、立旗竿於此地、故稱此地、日旗[illegible]佐[illegible]竹[illegible]、[illegible]、[illegible]山[illegible]、[illegible]又[illegible]、[illegible]

[illegible]

[illegible]丘、[illegible]年間、[illegible]
[illegible]田崎、常都社[illegible]村[illegible]、
[illegible]概、山櫻圖[illegible]（[illegible]）

大門（オホカド）今瑞龍村、新宿に合せられて、[illegible]の大字とす。瑞龍山の北なる山谷の邑とす、南北一里半にも及ぶ。[illegible]云、大門村、佐竹氏の家臣、小野崎の族、助川氏世々これに居る〔水戸領地理志〕、文明六年、佐竹氏治、兄を父義俊に擁て、遂に此城に入り居る、文龜三年、佐竹義舜、山入氏の[illegible]に太田城を奪はる、助川右衛門通[illegible]、[illegible]を[illegible]に居らしめ、後二年、遂攻て氏義を[illegible]、太田を復す、通[illegible]の子、出羽守通厚、父と倶に[illegible]を[illegible]けて功あり、天正十[illegible]年、助川周防守甲通あり、什物を木村松露院に寄す、甲通蓋亦木城に居るものなり。

稻田門侶交名の中に、大門の入西房道[illegible]とあり　高田直統傳に、之を内田[illegible]といふ、入西[illegible]の中に見えず、黄国[illegible]

佐竹氏[illegible]廢亡し、[illegible]、[illegible]の年少[illegible]とし、[illegible]、[illegible]天[illegible]、[illegible]、[illegible]戸[illegible]、[illegible]に[illegible]、[illegible]太田城に[illegible]、[illegible]に居り、[illegible]置き、之を守らしむ[illegible]戸[illegible]

木、六萬寺本佐竹系圖」六月、義舜採槇にあり、[illegible]を復せんと謀り、先づ長倉を攻んとして、[illegible]に之[illegible]、「[illegible]部須文書」文龜三年、[illegible]に與して[illegible]城[illegible]る、義舜[illegible]大山に脱走し、[illegible]金砂山東清寺に入る、[illegible]、[illegible]運輸し、衆をして匱しからざることを得せしめたり、[illegible]義恭り攻む、[illegible]大門の故城を[illegible]、義舜[illegible]營給、義舜終に恢復の功を致すを得たり、[illegible]圖」永正元年、太田城を攻めて之を復す、[illegible]れて没さる、[illegible]六萬寺本、[illegible]佐竹系[illegible]

佐都郷（サト）

和名抄、久慈郡佐都[illegible]て、今の佐都村、[illegible]河内村、[illegible]にたる、太田郷の北なり、[illegible]

風土記云、自此[illegible]太田[illegible]、[illegible]

土雲、愛宕[illegible]、[illegible]

佐都、北山[illegible]、東大山、[illegible]

之[illegible]、中[illegible]、[illegible]

[illegible]久慈[illegible]

[illegible]云、今[illegible]

中の北なる、入[illegible]、古名にて、昔は[illegible]

峰頂にありし[illegible](佐都は古[illegible]サト[illegible]、[illegible]

サトとよぶ)

里宮（サトノミヤ）

佐都神社の所在なればなり、村名にもなれり、今白羽、茅根、常福寺、[illegible]等と組合せ、佐都村と云ふ、太田の東北一里餘、[illegible]の南[illegible]

薩都神社（サツ）

今里宮に在り、[illegible]、延喜式[illegible]、風土記に據れば、元は東方の[illegible]山、賀毘禮[illegible]に在りしと賀毘禮峰は、今中里村の[illegible]、[illegible]、峰山是なりと云ふ、[illegible]五十石

[illegible]考云、賀[illegible]、[illegible]

載せて「昔はかびれ山、入四軒の山上に社ありしと云ふ」とあれば、今の入四軒山なるか、何の頃よりか、里宮村に[illegible]、[illegible]十三年、[illegible]

[illegible]、[illegible]一位と見ゆ

茅根（チノネ）

今佐都村の大字にして、里宮の北、[illegible]、[illegible]、[illegible]なり、[illegible]

（下根）

なる。又赤須坪あり、小野崎族の一在名なり。

白羽（シラハ）

今佐都村の大字にて、里宮の東、里川を隔てたり

[illegible]

[illegible]、[illegible]白羽、

[illegible]

觀入年、授正六位上白羽神、從五位下」佐竹系圖に、此[illegible]

たりと載す。

[illegible]、八十町」といふ

白羽なり、稲田門侶交名の中にも、白岩につくる。又白石にもつくりしに[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]下野[illegible]

[illegible]山門[illegible]、[illegible]

[illegible]

[illegible]

五月十八日　　山門執行代乘[illegible]（花押）

佐竹[illegible]

（岩白）

[illegible]

ことなるべし、また「太田[illegible]」云云、[illegible]

[illegible]之[illegible]、[illegible]白羽

[illegible]

小[illegible]

[illegible]

[illegible]十一年、[illegible]

[illegible]

義久後を承け、義久中務大輔と稱し、義重、義宣に事へて賛襄の功頗多し、文祿中鹿島眞壁二郡の地、六萬石を[illegible]

河内（カウチ）

今河内村と云ふ、里宮の北一里半、其村市を成す處を、町屋といふ。山中の小聚にして、東に高鈴山を仰ぐ。近年、此間の山中に、黄金坑を開くものありと

町屋（マチヤ）

今河内村[illegible]、[illegible]二里半、[illegible]

[illegible]

寄降、及び鷲印章の[illegible]あり、中にも徑珠石は、竹[illegible]、の紋理を呈し、頗る麗なり、主として町屋村、西閑寺山附近の山中より切り出だす（地理雑志、関東地志）水戸藩事蹟雑纂云、長田茂平次、地理風水の術にくはし、かつて西山公に啓して曰く、北郡の谷山、金多し、之れを掘らば、国家の利たらんと、西山公これを許し給ふに、金銀銅錫を出すこと、誠に夥多なり、斯の如くにして数年絶つきず、茂平次[illegible]に[illegible]して金銀を蔵し、其罪あらはれて獄内せらる、茂平次獄中にあり、上書すらく、臣をして水道を利せしめ給はゞ、是をせき彼を落して、立地に三萬餘斛を得つべし、これを以て罪をあがなはんと、斯くて茂平次ゆるされ、四十八堰、八十八溜をつくる、けに其言の如し、是に於て西山公直に名を賜はりて開水と云へり、小場江、龍の口（辰口）堰の池（太田）西山のぬけ穴、高山の半、壊内の半二ヶ所の如きも、亦開水の工夫する所に外ならず。

玉簾瀧（タマダレ）　今東河内村町屋の北、町屋、玉簾寺（ギョクレンジ）山内に在り、高五丈八尺、幅三丈。

雨夜の價の[illegible]、東河内村に山寺あり、[illegible]の堂場に、二重の塔、一二里前より見ゆる、此地は入四間、月山の續き也、寄岐の前は、山の端の巌石を用て、こゝに庭とせり、心して入なく、誠に自然の庭石なり、其庭に入て、谷を過て南に、高さ五丈程、横四五間の瀧あり、巌石の間より落る、水巌に觸て白布を引く如し、岡此瀧を光格義公玉簾の瀧と名附玉ふ、依て玉簾寺とも云ふとぞ。

玉簾瀧

飛泉偶[illegible]、亂沫[illegible]、白布[illegible]、玉[illegible]垂、
雷聲[illegible]、雲[illegible]山肩、千[illegible]、谷音洗耳[illegible]、　常山

深荻（フカチギ）　今東河内、入四間と相合せ、中里村と云ふ、即河内村の北にして、玉垂の瀧此に屬す。

白河文書、安明二年「郷庄之内、東河内、西河内、井深[illegible]村」に云々、佐竹家中文書日錄、天文八年の條に「深荻、坂野上之内、三貫文」又永禄六年の條に「深荻、坪井之内、十二貫文」と見えたり

神峰山（カミネ）（入四間）（賀毘禮峰）　今中里村大字入四間（イリシケン）の東南にして、多賀郡に跨がり、高鈴山の北に連れり、古名賀毘禮（カビレ）の高峯と云ふ、

風土記云、薩都里頁、大山、有賀毘禮之高峯、即有天神、名稱立速日男命（ダチハヤヒノラ）、一名速經和氣命（ハヤフワケ）、即坐松澤、[illegible]八俣之上、神僕甚嚴、有人向行、大小便之時、令示災致疾苦者、近側居人、毎甚辛苦、具狀請朝、遣片岡大連敬祭、申日、今所坐此處、百姓近家、朝夕穢臭、理不合坐、宜遷移可鎮高山之淨境、於是、神聽禱告、遂登賀毘禮之峯、其社以石爲垣、中種屬甚多、并品寶、弓桙釜器之類、皆成石存之、凡諸鳥經過者、盡急飛避、無當峯上、自古然也、今亦同之

[illegible]を合せ稱するなし、賀毘禮とは、[illegible]の轉に出づるか。○水戸領地理誌云、入四間山、宮内より登る、高三十町餘、方一里餘、山中に[illegible]、[illegible]石、[illegible]石、ちゃだん石、天狗の[illegible]、雷神の岩屋など、大岩あり、又大岩、高一丈三四尺餘、[illegible]、中間に方三尺許の穴あり、是を薩都明神の奥院と云ふ、其傍に二つの石窟あり、[illegible]神を祭るに、此あたりに、[illegible]造り供ふ、此なるもろ／＼の石の名どもは、昔[illegible]、優婆塞等の名けしものなること著けれど、風土記に、薩都神社の事を「以石爲垣」と云ふは、此數種の大岩を指すと聞えたり、また石窟は風土記に「品寶、弓、桙、釜器之類、皆成石存之」とある、釜器即是なるべし。

賀美郷（カミ）　和名抄、多珂郡賀美郷（今詳ならず、久慈郡に入りて、菅、折橋、中村、小中など、里川の源谷にやとも云へる　近年、菅、折橋等を合せて、賀美村と改めしも、是の見解に出づ、[illegible]之に從ふ、佐都郷の北にして、立割山（黒坂）を以て、多珂郡の諸郷と相分ち、西に[illegible]、[illegible]と[illegible]。

[illegible]、弘仁二年[illegible]、[illegible]道に[illegible]、事迹に取りて[illegible]あり、風土記、黒坂命の[illegible]、角[illegible]に過ぎたる道程を經すに、[illegible]より山路に入り、[illegible]、久慈郡に[illegible]な、弘仁に至り、其迂廻を厭ひて、廢驛となりしなるべし、されど今も折橋は、久慈郡太田の方より、陸奥棚倉に至るにも、[illegible]の地なり、[illegible]考ふべし。

菅　大小の二區ありて、今は[illegible]、折橋と相合せ[illegible]と云ふ　河内村中里村の北にして、東に立割山あり

賀毘禮[illegible]の捷徑は、立割山黒坂の邊を行く、中山氏は、此地を以て、多珂郡道前里（和名抄道口郷）と爲して、[illegible]あれど、[illegible]、西北[illegible]、今[illegible]藉道前里」とある内北[illegible]、西南[illegible]と考[illegible]

新志云、按、大化改[illegible]、[illegible]田尻驛[illegible]、[illegible]、常陸国[illegible]助河、去鄕、西北六十里、今[illegible]と是なり、今[illegible]、大菅邊まで四里半ばありて、[illegible]十里[illegible]、[illegible]路は、[illegible]風土記に[illegible]、今の[illegible]、小菅に同[illegible]、今も[illegible]川の名あり

大菅[illegible]は、[illegible]、[illegible]を加へ、浴漾すべし。此道、深荻、折橋に[illegible]

折橋（ヲリハシ）　今賀美村の大字にて、小島なり、町屋（河内）の北西

里牢[illegible]、[illegible]は、[illegible]、折橋の[illegible]と云へしかど、此地は、[illegible]あらず。

[illegible]小[illegible]、折橋、小菅、大菅を併せて、小中[illegible]村と

す、一説、本村、及び大菅、小菅、黒坂は、もと一村にして、頗繁邑なりしが、明暦三年、分れて四村となりしと、「國志料」されど、宿田門侶交名の中に、常陸小菅の明信房覺念を載せしは、此地にあらずや、猶考ふべし。

中村（ナカムラ）

大小の二區に分ち、折橋の北一里許の小驛なり、此より東は、多賀郡君田、西は依上保内の生瀬（チャト）へ出づる山徑あり。今小妻、徳田等と合せ、小里村と改む。

（鍋足山）

文祿小物成帳、小中村、大中村を合て、大中中村と云ひしに、正保以前、既に分れて、二村となる、村の西に鍋（ナベ）足（アシ）山あり、大中村の宿末より左へ、羊腸たる嶮岨い路を、二十五町のぼりて、漸にして屏風を立たる如き岩石の間をはひのぼり、山の頂に至る、鍋足と號するは、山頂三ツにそば立ち、一方の高所より、又一方の高き所まで、二三丁斗づつも間あり、五六里わきより見るに、鍋をふせて其足の三所にあるが如く、三所は高くして、其中くぼみて見ゆる故、山號とす、頂は尖鋭、一人として安座すべき所なし、三方は切岸にて、のぼりの道斗足をいれりより、石のかどノヽにかがみ居て眺望す、兩金砂、武弓山、小生瀬、月居、男體、八溝、立割、入四間、高鈴等より、見ゆる、はるかに筑波、日光、東は津上、一目に見ゆる、雨の時は水たまる所なく、石の間々より流れ落つる、白絲を亂せしごとし、四十八瀧など云ふ、〔新志料〕

小妻（コツマ）

今中村に併せ、小里村と改む、中村の北なり。其北を徳田（トクタ）とし、徳田の明神坂（ミャウジンザカ）は、即白河郡大垬（オホヌカリ）村との界嶺にして、中世之を南關山といへりと。

（徳田）

文祿小物成帳に、徳田村、小妻村を並べて、小里下村と稱す、後分れて、此地をば新町と云ひしを、貞享四年、今名に改めたり。元禄紀行常陸帶云、小中、小妻を過て、徳田村にいたる、この所の郷士、途中まで出むかへて、西山公より、この山のもみぢ、見せ申べきよし命ぜられ侍る、また私亭へたちより侍るべきなどいひて、あないするにまかせて、しばらく休息し、いながら山々の紅葉を見て、歌かいつく「もみぢ葉はこゝなせにせんつゆ時雨そめて色こき徳田山かな」

（明神坂）

新志云、今久慈郡里川の源を極め、此より奥州白河郡大垬村へ越ゆるを、南關と云ひ、即棚倉大道なり、南を以て名とするものは、奥州の地よりさして稱せしなり、百目録の坂なり、佐竹家記に所謂、明神（ミャウジン）坂これ也、會津陣書に「佐竹義宣は、兼て上杉一味なりしに、去六月下旬、家老梅津半右衛門、戸村豊後守を大將として、五千余騎、奥州南の關より打入」云々、又「佐竹義宣も、水戸を打立、奥州南の關、大塩より、伊岡、寺山へ掛り、棚倉に陣を取」云々、と見えたるもこれなり

三鈷室山（サンコムロ）

徳田の東北嶺にして、鍋石山と相並び、今久慈、多賀、白河三郡の境界線とす、標高九百三十米。此山は、地質學に謂ふ所の、阿武隈山系に屬し、（片麻岩層に成る）之より東南に斜下する一支、多賀山脈は、立割、高鈴、眞弓の諸山となり、石尊坂に盡く。道方名所略に、常陸の堺なる、吉南山（コトゥ）の、龍池の怪異を述べたり、蓋三鈷室のことか、三鈷室は珊瑚に作る

東金砂山（ヒガシカナサヤマ）

多賀山脈の西に、鍋足、（小妻の西）東金砂等の連峰ありて、之を久慈山脈と對稱せしむべく、其南端は太田に至りて盡く、東金砂は、里川と山田川との間にあたり、三鈷室の南方約六里。

（東清寺）

黒澤氏紀行云、東金砂山は、久慈郡高倉、天下野（テガノ）村の東境にして、峯立數百丈、杉松蓊鬱たり、山上に田樂傳宇あり、寺を東清（トウセイ）と云ひ、眞言に屬す、〔八溝道記云、東金砂山、山麓有草莪、逆回登峯、逶迤攀路、入樓門、石級高七八十餘、左右有塔頭、有傳則、到山上寺有六十餘、是爲金砂祠、祀大山咋神云、瑞垣華壯、下山西行百歩、有寺日東清、過寺有民戸、是爲天下野、一聚落也〕新志云、金砂山東清寺縁起を考ふるに、建武三年二月、佐竹上総入道義篤公、（按に、上總入道は貞義なり、義篤は其子なり、本書一人とするは誤なり、）當時金砂に籠もりて、貞義なり、依て將軍之味方、新田之兵、攻之一宗、奉數萬之軍兵、責於常陸國、義篤公父籠於當山城郭、防官軍及數日、官軍忽敗潰、郡司一族四十三人、悉捕之於千生宗寺有松之陸、皆以被誅」此金砂縁起は、貞享の頃、東清寺に追書したるものにて、佐竹家記を潤色せしものと見ゆれど、誤なきにあらず、但建武三年二月、佐竹楠と合戰ありしことは、佐竹氏文書、薬王院文書にあればたしかなり ○金砂山縁起云、東西兩山權現者、當頓中、萬民怨然悲歎故、爲求富饒、當飢年御事勤行矣、大七十三春、小七箇歳也、兩山神事、一山之非神事、必和而可勤也、是塞五穀豆發之祀、實穗風雨不當節也、所以者何、田樂者、風神爲清除行之、此田樂者、爲龍宮迴向、福花所實、惡風不起、五穀成實、獅子者、吹惡鬼息風、聞其獅子聲、故噴嚨怠龍、共辭見惧、專以惡風遁、故七八南方、專仍之者也、仍兩七十年祭祀者、垂迹之全盛、故鬼出勤之、七年毎宮中御行、爲飢年田樂勤之、抑其城以往、二百五十五年後、康平年中、飢饉磯出神事行、田樂舞初矣、康平四年辛丑、東金砂三月一日、西金砂三月三日也。○新志云、縁起は康平四年に記せしものと云へり、然れども非なり、思ふに足利將軍の時世のものと見ゆ、今傳ふる所は、天正の頃に傳寫せし本と見ゆ、これに依て考ふれば、金砂の祭禮は、卽風祭にて、祭る所の神は、級長戸邊なることと聞えたり、金砂には今に田樂あり、又地方にて俳優をなすも、田樂の遺風なり ○今按、風祭なるが故に、之を推して風神と爲すと云ふは、一疑問なり、山名より推せば金神なりとも謂ふべく、寺記に據れば、山王權現（大山咋命）とも爲すべし。田樂そのものの起原は新年にあれど、之を神社の縁由と爲すを得ず。

山田川（ヤマダ）

東金砂、西金砂の間なる溪流にして、高倉山に發し、南に降り、久米鄕を貫き、志高鄕に至り、久慈川へ入る、長九里。

（伴大）

山田川は、風土記に「山田里、有清河」云々とあるにあたる、文中に、石門（イハト）潭と云ふは、岩手なり、大伴（オホトモ）村、今知れず、

郡東□里、山田里、多墾田、因以名之、所有清河、源發北山、近經郡家南、會久慈河、多取年魚、大如腕之、其河潭謂之石門、慈樹成林、上即幕歷、淨泉作渠、下是潺湲、青葉自飄、陰景之蓋、白沙亦鋪、翫波之席、夏月熱日、遠里近鄕、避暑追涼、促膝携手、唱筑波之雅曲、飲久慈之味酒、是雖人間之遊、頓忘塵中之煩、其里大伴村、有涯、土色黃也、群鳥飛來、啄咀所食、

天下野（テガノ）

今高倉（タカクラ）をも合せて、天下野村といふ、山田川の源谷にあたり、太田町の北五里、東西兩金砂の峽間とす。

（倉高）

天下野の北たる高倉は、男體山を以て、依上保（袋田、生瀨）と相限り、折橋、菅とも山峰を以て繞る。累高氏祀有に、安寺、持方と云ふ三部落は、高倉村に屬せり、常陸國中通りの深山にして、土俗の質朴なる、太古の餘風あり、近き頃までは、文字の全く通ぜざりし里なりしと云々。國志云、東金沙山、在久慈郡高倉村、東多珂郡界、聳立數百丈、雄峻雷雨、國志曰、企東雷、一國雨、山上有神祠、其神有事、十人以時祭之、七十三年有一大祭、其日有田樂。○新志補云、元祿十二年、下高倉村を割き天下野村を置かる、上高倉の北に、武弓山あり、拜本安

（寺安）

寺、持方と稱す、持方は高倉を距る六七里、深山の中にあり、□九戸、安寺は持方の東三里にありて、四面高山圍繞、八戸、共に民俗淳朴にして、太古の遺風あり。

按、高倉孫五郎義氏の二男、七郎某は、自石氏と稱す。「自石文書」は、即此家の遺品に係る。

結義の子、源忠、其子彌次郎義膳、法名常嘉、中務丞昌義などと相園す。〔佐竹自石系圖〕中山氏云、自石とは今岩手村の内に地名のこり、高倉へ近接す。

於常陸、彌□□中、最前馳參御方之條、尤以神妙也、彌可抽搞忠節之狀、如件、

觀應二年三月八日　判、（尊氏）

佐竹彌次郎殿

去十月七日、常州凡渡呂宇城攻之時、致忠節之條、神妙也、向後彌可抽戰功之狀、如件、

永享九年十一月十一日　判、持氏

佐竹自石中務丞殿

武弓山（タケユミ）

今天下野村上高倉の境界にして、西金砂山の北二里、西麓は北藤村（依上保内）とす。近年、上高倉に、金□泉と稱する溫泉（七十二度）ありと云ふ、この山塞なるべし

武弓山を、一説、武生山と云ふは、武生の訓タケウに、タケユミと相通ずればなり、されど、武生は、他の例にては、當にタケフとよむべし。飯野文書の武生城を、此山中に擬するも、再考を要す、

（生武）

新志補云、武生山、高倉の北にあり、後世武弓と改む、男體にならぶ、高さより十九町、いにし權現あり、鳥居に十門、鐘樓、拜殿、本社、寶の規模あり、山の南に十八九軒の民家あり、又北に當りて安寺、持方と云へる坪あり、此邊を、武弓新田と云ふ、此に鬼ヶ平（要害）と稱する廢址あり、佐竹系圖、秀義の次子を酒出義茂、其子義久、□年氏と稱す、義久の□子を秦義と曰ふ、子種義、高倉孫五郎と稱す、蓋此地に食み、因て氏とす、文保中採四郎あり、本鄕の地頭となる、この地恐らくは、高倉氏の墟なり、嘉元元年、鵜正宣、□入を遣し□宗を遣はし、兵を率ゐて常陸を荷ふ、佐竹義篤、足利氏に屬し武生城に據り、岩城の國魂を興し、官軍と久慈郡の地に戰ふ、

寄贈武茂三郎□茂光軍忠書〔岩城□□文書〕

右爲佐竹刑部大輔義□、（建武二年）十二月二日、打立常陸國武生城、同十一日、押寄小田治久□、令□□□之□□□□、□□□□□、□□、同十□日、□□□□□、致忠節了、

（□曾）

村陸刑□、□□一方大將佐竹小三郎義景手、致合戰忠節之由、若□□□□大□□□□、□□□□□二分□□□

水戸自石文書、元應元年、佐竹五郎經□後家尼□□の□□孫□忠義施狀に、「久□東、高倉鄕內、田在家」云々

染（ソメ）

今御之、町田と相合せて、染和田村といふ。天下野の南にして、其下游といふべし。□屋（河内）天門の南にあたる、又曾目（ソメ）に作る

昔染村に久左あり、其氏を失ふ、尤も製紙に巧なり、實永中、水戸義公□引を行ふとき、久左に命じ用紙を造らしむ、又五色の書紙を製し之を獻す、其法は秘して傳之を其子に傳ふ、明和三年、水戸藩其孫に命じ、□□百石を賞し、家業を世襲せしめ、且命じて其業を失ふ勿らしむ、今部村往々其法を傳へ、之を製する者あり。〔常陸□□〕

町田（マチダ）

今染と□又、檜平の間とす、天下野、久米各二里

□廢止十年、佐竹常元の男□義の國內の地、常陸□の依上保を、白河の結城彈正小弼に賜ふ〔白河文書〕□同一年常元の弟自義の圖內、小佐都□、并に常元の男□義の闕所、町田鄕を、小栄の結城三河守に賜ふ、〔佐竹家□□目〕

□

山田鄕（ヤマダ）

和名抄、久慈郡山田鄕。今山田村、染和田村、及び天下野にあたる。即山田川の山谷にして、佐都鄕の西に在り、□□、□□□山田鄕を□、其鄕に同じと爲し、□□此を□たりと云へれど、非なり。

〔那珂郡山方村の山田も□□〕

風土記云、郡東□里、山田里、多墾田、因名之、所

有清河、源發北山、近經郡家南、會久慈河。原書小田は山田の誤なるべく、郡東と云へるも、地理違へず、郡北とあるべしならん。○郡鄕考云、山田鄕は、今松平村に、山田入と云ふ所あり、是鄕名の遺にて、松平村即本鄕なり、村南に山田川あり、是清河に當り、西染山染の間を過て、和久、松平、久米、大里の南を經、河合と小島との間より、久慈河に入る、其川の名、本鄕名の遺にて、因り風土記の誤字を正し、其郡家の大里なりしをも證すべし。

山入(ヤマイリ)（安國）

古の山田鄕の屬名にして、中世山入氏あり、實に此間に據れり〔古志〕、佐竹貞義の七子師義、刑部大輔、國(クニ)安(ヤス)高舘に居り、地山谷の間にあるを以て、人呼て山入と曰ふ、因て以て氏とす〔系圖〕師義、尊氏に從て鎭西にあるや、豐後[illegible]浦に戰ひ、又天龍寺を落する時に從へり、〔太平記〕正平六年、師義、尊氏に從ひ、高山國清の軍に、[illegible]　[illegible]城に走る、[illegible]攻む、師義拒戰して死す〔戸村本系圖〕師義、國安、高垣、松平、小田野、小里等、及依上保を食む〔白河文書、戸村、六城寺、常敬院本系圖〕師義已に功あり、其事に死するを以て、尊氏其子に遇する事に篤し、當時山入氏興り、宗家を資し、殆一宗を傾く、三男あり、言義、與義、貞義と曰ふ、言義、[illegible]郎太郎　子なし、弟與義嗣ぐ、上總介、法名常元、應永三年、上杉禪秀の足利持氏に叛くや、與義、[illegible]に應じ、本宗義憲を除き、佐竹氏の血胤を復せんことを圖る、廿四年、禪秀敗死、與義の子[illegible]、相率て額田城に據り兵を擧ぐ、義憲國中の兵を發して之を攻む〔白河文書〕三十年、額田城陷る〔早名本文書、[illegible]文書〕與義五子あり、長を義郷と曰ふ、家を嗣ぐ、後[illegible]を弟義長に讓り、退て高垣に居る、祐義、刑部大輔、三子あり、義知、義眞、義[illegible]と曰ふ、義知は上總介、文明十年、久米に戰ひて死す〔六城寺過去帳、白河文書、[illegible]須文書〕弟義眞嗣ぐ、義敦、依上宗義の跡を承く〔常敬院過去帳〕義眞の子義藤、刑部大輔、其本宗義舜と講和し、遂に其宗武を[illegible]す、後義舜を逐ひ、太田に據て居る、子氏義、左京大夫、又義舜に[illegible]ぎて田城に居る、義舜兵を發し城を攻む、氏義奔走、小田義正の爲に殺さる〔佐竹諸系圖〕高館址、今龍貝と呼ぶ、要害の地也。

松平(マツダヒラ)（高垣）

今和田、東蓮寺、國安、棚谷等と相合せ、山田村と改す、和田と久米の間にして、大門の西に山を阻す。高名高(タカ)垣ならん、高垣氏の城あり、或は云ふ、高倉より移ると、○新志云、松平城は、山田鄕に在り、佐竹義鄕始めて築く、子孫高垣氏、[illegible]世此地に居る、義鄕は上總介貞義の裔、晩年剃髪して上總入道と稱す、永享二年卒す、高垣右四郎信久は、本宗義宣に仕えて、屢々戰功あり、松平上總守と稱す、慶長七年、義宣に從ひ羽州に移り、其城墟となる。

東蓮寺(トウレンジ)

今山田村の大字にして、東蓮地にも作る　天保中水府烈公の命にて、佛臭を忌むとて、改められしとか）二十四輩第八、野口大輔[illegible]坊の遺跡を此につたへ、青蓮寺、[illegible]念佛道場[illegible]、〔新志〕新志云、青蓮寺は繁原の地に在り、寺地八百歩、相傳ふ、建保六年、僧作之を主とし、昔は高山重忠の季子、初め重勇と曰ふ、親鸞に從ひ僧となる、○稻田門侶交名に、唯入房證性、下野犬飼と註す、後孫に至りて、當國に來移せるならん。

棚谷(タナヤ)（山會谷）

今松平、東蓮寺の西にて、和貝に隣り、山田村の管内也、棚谷より北嶺を越て小里方へ出る、その續の中段に在り、南田峠出で、道路棚谷の如し、其下層右階の如くに連なれり、直立二十丈、盤石[illegible]、巖勢奇絶作りなせるが如く、棚を架するに似たり、村名はこれによりて起れり、○郡鄕考云、風土記「至淡海大津大朝光宅天皇之世、遣使檢藤原內大臣封戸、輕直里(タヘヒ)麻呂、造堤成池、其池以北、謂谷會山、所有岸壁、形如盤句石、色黄穿崎、〔按恐亂誤〕彌美集來、常宿喫敢、一此一節、「郡名因名久慈」の下、河内里の上に次す、何鄕に屬するを知らず、且郡中此池に當つべきなし、河内の上にあるなれば、其谷會山は今棚谷村の山にてもあるべし。

久米鄕(クメ)

和名抄、久慈郡父米鄕。○今久米村是なり、一郡の中央にあたり、東は大田鄕、佐竹鄕、南は志萬鄕、西は河内鄕、北は山田鄕とす。上古久慈郡家の在りし所にて、今の大里を其遺址と論ぜらる。郡鄕考云、父來鄕は久米の誤、温古堂本、父來に作る、因て考るに、父は必久の誤なる事明なり、今久米村是なり、佐竹鄕に程近ければ、久米持部が居たるなるべし、委しくは佐竹鄕に合考すべし、城跡は佐竹義治の子、久米三郎義武が墟なり。

久米(クメ)（葉谷、）

今大里、大谷、葉谷、玉造、蘆間等を合せて、久米村と云ふ、太田町の西北半里、山田川其傍を流る。佐竹義治の三子、義武、三郎二郎と稱し、久米城に居る、〔常敬院本、戸村本諸系圖〕地太田の北にあるを以て、人呼て北殿と曰ふ、久米城、一名小爪城と云。〔舊志〕○下總舊事考云、文明十年十一月、山入義[illegible]、乞援那須資持、攻久米義武小爪城、佐竹義治出兵救之、廿三日戰闘、義武死、義[illegible]留陣久米、遣使報捷古河、尋義治攻義[illegible]于久米、而殺之、然義[illegible]弟義眞爲嗣、居國安城、亦與義治相抗爭、十二月七日、成氏與書資持、賞小爪功。

新志云、久米鄕は即今の久米村也、隣里に玉造村ありて國人は久米玉造と云ひ、又ここに彌勒院ありてこれを久米の彌勒院と稱す、亦久米鄕に屬せしこと明かなり、地勢により考ふるに、大里、葉谷(クアリヤ)等の地も、亦この鄕に屬し、久米を以て名とするものは、上古久米部を置れし地と見えたり、風土記、山田川の條に「源發北山、近經郡

…内、會久慈之河」とあるによりて、地形を按ふるに、その郡家は、正に久米村の南の大里にあたれり。

大里（オホサト）　今久米村の大字とす、中山氏曰く、久米郷に屬し、古の久慈郡家の舊址といはれしは、實説なり。されど、雖郡の古驛なるも、此に據るやいなやは、未らず。(新志云、風土記に「由田川、諸経郡家南、會久慈之河」とあるは地勢正に大里にあたり、同書又「自郡西南、有小丘、體似鯨鯢、倭武天皇、因名久慈」とあり、大里より山田川を隔てゝ、西南に中野村あり、そこに丘あり、大里の方よりこれを望むに、實に大魚の形に似たり、即古の鯨鯢丘なり、されば、大里に古郡廳を置れしこと明なり、又この大里は、古の郡衙の地にて、其住中始めて驛家を置れ、奥州往還の大道なり、この地既に、郡家、驛家共にある所なれば、おのづからに富民もありしなるべく、近里の人、又商賈の類集會して、繁華の地なりければ、かの山田川の石門に至りて、宴飲などのこともありしと見えたり、○貞治五年、税所文書、久慈東郡、大里郷」と見ゆるは、此地なり。相馬文書に、小里とあるは何處にや、大里と異なるべし。太田の東に小里ありともいふ。

闕城擇吏、延元々年八月二日、直義將使參軍、以石川館内郷等、出陣久慈郡小里、亂平開根北殿、其其橋內光胤(新兵衛)將賀三階堂五郎、(相馬文書)直義又遺以義高、攻瓜連、廣橋經泰、小田治久、籠久慈東郡、戰于花房山大方河原「霞浮文書」

高柿（タカガキ）　今利員、千壽、岩手、大方、箕村等と相合せ、金郷村と改む、久米の西北、淺川の左右なる部落なれば、古の河内郷の域内なるべし

岩手（イハデ）　今金郷村の大字にて、高柿の北なり、古文書には、岩出河原と云ひ、山田川の西邊とす。

(石門)　新志云、風土記に山田川のことを云へる所に「潭前之石門、慈樹成林、上即幕歴、淨泉作渠、下是潺湲、青葉自飄、紛景之蓋、白砂亦鋪、翫波之席、夏月熱日、遠里近郷、避暑追涼、促膝携手、唱筑波之雅曲、飲久慈之味酒、雖是人間之遊、頓忘塵中之煩」とあり、石門とは岩手のことなるべし。

大方（オホカタ）　今金郷村の大字にて、高柿の西南に隣る(新志云、大方の法專寺は、佐竹氏の時建立寺、領百餘貫文といふ、正宗寺の古文書に見えたり　○大方河原合戰のこと、上の淺川、花房の條に參考すべし

箕村（ミムラ）　今金郷村の大字にて、岩手の西、淺川の邊なり(新志云、箕村福聚寺は、本尊觀音にて、佐竹氏の時建立、寺領三十五貫文と、正宗寺所藏文書に見ゆ、又利員の龍徳寺は、寺領十五石、眞言宗にて、創立緣起を傳ふ。

利員（トシカズ）　今金郷村の大字にて、箕村、岩手の北、山田村(松平)の西なり　此邊は、草の境なり一名なとす、赤土へ近し　文明三年、山入義知、父祖の意を繼ぎ、源氏を復するの計あり、義仁の子義俊、援を結城直朝に乞ひ、義知を撃んとし、宮河内、利員の二地を割て之を與ふ、十一月、復書を白河に遣り、東河内、西河内、深荻三所を與ふることを約し、速に援を出さんとをこふ。「白河文書」

としかすの内、妙かう寺、於なしくようせい庵、かはらこの中をん寺、藤田の内くにやす町田一ちやう、きさきに田三たん、身つからさたい所として寄進申候、

天文四ねん乙ひつし六月十二日　妙せい

南やう庵、侍者御中給へ、

南陽庵ニ寄進之事、於後代不可有別條候、　義篤(判)

河内郷（カフチ）　和名抄、久慈郡河内郷、今金砂村、金郷村、世喜村等にあたり、其西北、生井澤(諸富野村)、頃藤、袋田の山中までも及ぼしゝと思はれ、實に本郡の西北堺なりき。されば、風土記に、此郷里をば、久慈河之首領ともいへり。和名抄、本郷に郡家を置きて、餘剰を一郷としたる歟。風土記に、自郡西北六里、河内里、本名古古之邑とあり、六里は卅里の誤か、今大里(郡家)より、宮河内(金砂)へ西北三里、大略古の卅里にあたる。六里にては、久慈河の源に及ぶこと能はず

(古吉)　郡郷考云、今宮河内村是なり、風土記「自郡西北六里、河内里、本名古古之邑、(原注、俗説謂猿聲爲古古)東山有石鏡、昔有魑魅之萃集、翫見鏡則自去、(原注、俗云疾鬼面鏡自滅)所有土色如青紺、用畫麗之、(原注、俗云阿乎爾、或云加支川爾)時隨朝命、取而進納、所謂久慈河之濫觴、出自猿聲」、吉川久米日、猿聲は、牛音にも、目音にも、列の擬訓にて、上の注に云ふ如く、吉古と訓みて、地名に用ひたるなり、黒川春村日、古古は愛音なるべければ、淺水の久佐出るに取りたるを、後人に附會せしなるべし、(又按、本文同字句、六は卅字の誤なるべし、今日向國、猿葉に「筑波根に「かゞなく鷲」ともよめりかゞきゝこゝのなくさまを云て「さゝめく、かゞめく」など云ひ、何れも通音也)本郷は當時陸奥白河郡と接するを以て、本國の域にては久慈河の首たる事を云ふべし、今は依上郷本國に入たれば久慈河の源も、亦ますく北せるなり。

宮河内（ミヤカフチ）　今赤土と相併せ、金砂村と改む、淺川の水源にあたり、太田町を去る四里、古の河内郷の遺名にして、金砂神あるを以て、宮河内といへるなり、或は三谷河内に作る

(金砂)　按ふに、金砂とは武甕槌の古稱名、金砂(加奈佐)と同言なるべし。蓋スナをサナともいへるは、古方言歟。○新村に有金を生あり、中古、金砂神の別當職なり。新志云、布金寺は、山門宮河内村に在り、新の時に、增井正宗寺住持和尚の開山也、これに依て正宗寺より管領したり、然るに、山入の亂にて、佐竹義舜退

々せらるゝに從て、國中紛亂の間、一時正宗寺を離れたりしが、義舜佐竹に復するに、再正宗寺に歸らる、[illegible]權現を鎭守とす、寺領は、久慈郡[illegible]原村にて三十五貫文と云へり、正宗寺舊記曰「有金鎭守當寺、大同元年に建立なり、昔者金砂別當職を、當寺へ、[illegible]附、建治中なり、又金砂の事を書は、[illegible]の[illegible]和尚、當寺へ御住の時成持、其後[illegible]上之[illegible]、[illegible]谷河内に御移あり、二階堂殿の御影の事なり」云々、二階堂氏は、本郡加志村に居住して、[illegible]志村氏の祖なり、[illegible]金砂今廢す

赤土（アカツチ）

今金砂村の大字にて、宮河内[illegible]、西に[illegible]す、佐竹諏訪[illegible]、文[illegible]四年之書に、赤土の[illegible]見[illegible]世赤戸煙草の作品に、赤土の名あるは、即此地の産なり。○此地は、[illegible]、赤土にして、[illegible]、草の生長に最適[illegible]。常陸志云、[illegible]、赤土[illegible]、出自赤土[illegible]、[illegible]、其[illegible]、省[illegible]、傳に、赤土の[illegible]草は、高治中に、[illegible]たりと云ふも、詳ならず、[illegible]中[illegible]は、已に之を[illegible]へ進貢したり、[illegible]説に、貞享中、[illegible]、初めて[illegible]すと。後薩州國分に疑似する名葉を產し、又文政中より雲井て、[illegible]名品を出す

金砂山（カナサ）

東金砂にて[illegible]、西金砂[illegible]云ふ、宮河内[illegible]山に[illegible]にして、[illegible]、其山甚高からずと雖、[illegible]二社[illegible]、山[illegible]日吉と曰ふ、蓋中世天台宗の奉侍せるに因り、山王[illegible]し、近世之を承けて、日吉と稱するのみ、其古[illegible]、詳にし難し。佐竹氏の城墟あり、陣場と呼ばる

吾妻鏡云、治承四年十一月、武衞[illegible]常陸國[illegible]、佐竹

(金砂寨址)

者權威及境外、郎從滿國中、太郎義政者、申即可參之由、[illegible]、其後兵[illegible]、[illegible]四郎[illegible]、在于[illegible]、[illegible]不可參上、引込于當國金砂城、[illegible]攻[illegible]之間、武衞[illegible]、招其[illegible]一人、於橋中央、令誅[illegible]也、從軍[illegible]、其[illegible]攻[illegible]、佐竹[illegible]者、於金砂、[illegible]、敢不[illegible]、[illegible]方軍[illegible]、進於[illegible]谷[illegible]、[illegible]方[illegible]、已[illegible]地、[illegible]、皆中[illegible]方[illegible]、自[illegible]之[illegible]、[illegible]子山[illegible]之上、又[illegible]石[illegible]、人[illegible]行歩、[illegible]不[illegible]、夫、[illegible]之由、[illegible]、云々

黑崎氏紀行云、西金砂山は、上宮河内村にあり、[illegible]丈、其[illegible]いふべからず、[illegible]あり山王といひ、[illegible]金砂に同じ、昔時佐竹氏の[illegible]、東西の二山、いづれの、西金砂なるべき[illegible]、[illegible]記云、西金砂[illegible]寺、[illegible]、治承中、源[illegible]攻佐竹氏、[illegible]、山上有[illegible]、遠[illegible]住、佐竹氏據此拒守、今呼曰陣場、院旁有[illegible]、石[illegible]、有[illegible]山、[illegible]寸[illegible]、石[illegible]、其[illegible]、石[illegible]祠[illegible]、亦同東金砂云。

鹿島[illegible]物語に「一[illegible]申て、[illegible]、ザコをまか[illegible]、[illegible]は[illegible]もござらぬ、[illegible]のザコをまかうよ」云々、ザコとは砂（イサゴ）の訛にて、俗にザクと云ふも同義也。

國志云、西金砂山、在久慈郡上宮河内、[illegible]同東金砂、山上有[illegible]、此[illegible]東金砂山[illegible]、[illegible]有金砂之[illegible]、[illegible]之[illegible]、不知佐竹氏[illegible]何山也

辰口（タツノクチ）

今[illegible]、小[illegible]、[illegible]を[illegible]合せ、[illegible]村と改む、宮河内、[illegible]の西にして、久慈川の岸に[illegible]に、[illegible]を受けて、小倉、花房の方へ灌漑すれば也。

(小倉)

[illegible]、久慈郡[illegible]之日[illegible]、辰之口[illegible]二十村の[illegible]、[illegible]に[illegible]、此[illegible]、五斗入[illegible]、[illegible]第一の[illegible]と稱せらる、[illegible]の際、[illegible]門の築造[illegible]する[illegible]、國主武田[illegible]に[illegible]あり、[illegible]亡びて後に、[illegible]家に屬し、今由[illegible]の[illegible]、其[illegible]し、[illegible]を[illegible]、其子孫[illegible]世[illegible]功の[illegible]と[illegible]。大八洲遊記云、久慈堰、一[illegible]日邑、[illegible]年中、[illegible]、以開一水道、[illegible]長堤、南[illegible]間久慈川[illegible]、[illegible]渠中、[illegible]原小倉諸邑、至花房邑[illegible]合、[illegible]曲折、抵河合邑、注久慈川、凡[illegible]里許、[illegible]民蒙其利、凡二十有一邑、歳租入九千石。

加志村（カシムラ）

今[illegible]村大字[illegible]の古名とす、中世、[illegible]二階堂[illegible]氏の一[illegible]、此に居り、加志村氏と稱す、其[illegible]り、二階堂義[illegible]、行義の子、伊賀守[illegible]久慈郡加志村を受けて、其地頭たり、因て始て加志村氏と稱す、[illegible]「[illegible]」[illegible]八年、[illegible]、安[illegible]に[illegible]す、[illegible]るに及て、

[illegible]守と稱す、北條氏の害、平宗綱に就て究を衰詐す、乾元二年、[illegible]すること[illegible]、[illegible]、早世、其子基經、亦伊賀守、子宗政に至り、行經の舍弟、但馬守行[illegible]、[illegible]て、世次を詳にせず、稍行あり、盖宗政の子、小倉、北[illegible]佐竹氏に仕へる也。

依上保內（ヨリカミホナイ）

今[illegible]の西北、[illegible]の境界[illegible]依上[illegible]下小川、上小川、袋田[illegible]分[illegible]、出中自然[illegible]、[illegible]、西[illegible]、[illegible]に常野奥三州の交界たり。

[illegible]、田土の[illegible]、今[illegible]、白河の東南に、高野郡を分ち、依上は高野郡内たり、永正以後[illegible]、西[illegible]、西內[illegible]、[illegible]白河郡依上郷の遺地と爲す、而も保內の中心に、燒山關址なつたへ、此關跡中古の常奥の相限なれば、東南一半は[illegible]、[illegible]南一半[illegible]、[illegible]の古[illegible]も此にありしなり。○新志云、依上保、八溝山より東南の四十二村を云ふ、東は生瀬四ヶ村に限り、西は佐貫村に至り、南は下小川村に限り、北は下野宮村に至る、或[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]忘るゝが如し、鎌倉殿の世には、何人こゝの地頭たりし

に[illegible]、元弘一統の[illegible]、白河の結城氏、[illegible]をた[illegible]、白河文書、建武元年三月、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]不[illegible]、可彼加下知之旨、國宣候也」云々（郡鄉考云、今榊村に依上と云ふ地あり、即古名の存せるにて、中世保となり、依上保と唱へしより、今は保內（ホウナイ）と呼ぶ事と成れり、白河文書、建武元年己に當國依上保と見ゆ、[illegible]元[illegible]年[illegible]月文書には、はや白河結城氏[illegible]、[illegible]城親朝武宗に降り、其宛知行を削られし時に、[illegible]失ひて、佐竹氏の有たり、佐竹系圖に依上[illegible]此時支族を置たるに因る、[illegible]山入[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]へ被取なり」とあるは、此時の事を記せり、扨其系圖、[illegible]下に「此[illegible]代保內被取返也」とありて、白河郡八[illegible]、永正十三年、[illegible]へとある[illegible]、[illegible]出[illegible]、依上保內之[illegible]、同行之事、如前々可致成敗也」と書きたるは、（按、此地修驗は、今も大善院支配なり）此取返せる時に出したる令なり、今下野宮（シモノミヤ）近津社、永正十一年、義舜寄進狀には「依神之保、黑澤、[illegible]田[illegible]內、六百五十貫文之[illegible]、[illegible]へ寄進之目錄、如件」とあり、[illegible]、[illegible]「常[illegible]佐竹、寄[illegible]保、黑澤村、下野宮、近津山」と刻せり、木近津社の鐘な

りしと云ふ、佐竹[illegible]進せる、[illegible]、[illegible]、[illegible]、かく謹せ[illegible]、[illegible]、[illegible]部に課せり

依上を依神に作るは、永正の文書に已に見えたれど、[illegible]年の狀に、[illegible]、[illegible]へ忘るゝ如くに成て、保內とのみ唱ふ、是もさばかり後の事にもあらずと見えて、[illegible]云へる[illegible]、[illegible]十年、[illegible]近[illegible]之[illegible]、保內役錢之事、御催促専用候」とあり。

餘戸鄉

[illegible]今[illegible]、[illegible]の西北、[illegible]山に至るの間、[illegible]、[illegible]に一[illegible]、[illegible]記には、河內[illegible]、[illegible]と爲すを見れば、當時は其西北界、直に白河郡に至りしが、後諸郡の條制、若干鄉を割き、この餘戸を設けしにあらずや、皆に是想定に依り、此に係け、即保內の東南なる[illegible]、下小川村、上小川村、[illegible]田村、[illegible]村[illegible]擬す。

諸澤（モロサハ）

今西野內、富田と相合せ、[illegible]野村（モロトノ）と云ふ、富澤內の西北、久慈川の山村なり、大田を去る六里、

長日年中、諸澤村の農民、中[illegible]右衛門、[illegible]の根據を好末に造り、四方遠境に[illegible]たり、而も其竹末の製造には、水車の力に假りたるにより、ますます業績を大にし、後人其遺業に浴す。明治十八年、七千五百貫、代價三千五百圓の多額に[illegible]として遠地へ輸送されたり。只[illegible]其具を接ふ[illegible]。

西野内（ニシノウチ）　諸澤の西南にして、[illegible]川の岸に[illegible]、常陸北部産紙の一種に、西内といふは、此なる[illegible]よりごとし。今も山中の[illegible]村、多く紙を抄造し、其西内と云ふは、一種の紙名となり、諸國之に擬する者、亦皆西内といふ、猶鳥子のごとし。

常陸紙を出すこと、[illegible]延喜式に載せたり、今多くは那珂郡より出す、數十品あり、[illegible]色、鳥子色、西野内色より出す者を最上品とす、[illegible]の知らざる所、[illegible]紙（以て書籍を寫す）し、千代田紙（小紙なり、[illegible]料紙なり）等の如き數品あり、然れども土人[illegible]にして、推利を先とす、このゆゑに力を用ひてこれをなさず、若よく力を用る時は、越前、播磨等出す處の者と異、其右に出ることあたはず、享和、文化の間、[illegible]の[illegible]まれにして、唐紙の價常に五倍す、時に水戸に於て始めて唐紙にかはる品を作る、[illegible]と稱す、已にして[illegible]て來る、唐紙の價常に復す、然れども[illegible]紙を作ることをやめず、近來水戸城下市の紙商、[illegible]なり、其は加志村、[illegible]常と稱す）[illegible]を出して、[illegible]を製す。

生井澤（ナマヰサハ）「[illegible]」　近年富田と改め、今[illegible]村の中とす。

風土記云、久慈郡河内里、[illegible]古之邑、其東山石[illegible]、青[illegible]、[illegible]白[illegible]、[illegible]所有土色如青紺、用畫麗之（俗云阿乎爾、或云加支川爾）時隨朝命、取而進納、所謂久慈川之濫觴、出自猿嶺。

郡鄉考云、風土記に見ゆる河内里、東山の石鏡は、生井澤村にある、俗月鏡石（ゲツキヤウセキ）と呼べる是なり、石面平滑にして光澤あり、能く百物の形を寫す、鏡に異ならず、近年、山中自ら[illegible]ありて、此石焦[illegible]ならず、頗光澤を失へりとぞ。[illegible]云ふ、此地[illegible]く此[illegible]あり、今[illegible]も、[illegible]宜からず、[illegible]、生井澤の月鏡石、堅緻にして、石理微光あり、これを磨すればよく物影をうつす、月の如く鏡に似たるを以て、しか名づけたり、其石の出る所、僅に一丈にすぎず、この地を掘れば、悉く月鏡石也。

下小川（シモヲガハ）　今下小川村と云ひ、西金をも合す。那珂郡の山方、[illegible]の北に[illegible]、久慈川の西岸なり。[illegible]は東岸にて、諸澤の西北に隣る。

西金（サイガネ）　今下小川村の大字にて、奥州山道にあたり、山方驛の北三里半、更に半里にして、頃藤に達す。[illegible]志云、西金[illegible]の[illegible]に、[illegible]、寛永四年、[illegible]の時、銅坪の傍なる、八幡の小祠の丘を平均しけるに、經塚にて、中より銅筒の[illegible]見す。「[illegible]經卷六十六部、十羅刹女、三十番神、防州山口住、[illegible]、大永三天癸未、十一月吉日敬白」これによれば、六十六部を行、遍國[illegible]の[illegible]けるならん。

上小川（カミヲガハ）　今竹[illegible]、大澤、頃藤を合せて、上小川村といふ。下小川の北にして、上游なれば也。

（大澤）竹原、大澤は、近世抄紙最上の産地に[illegible]たり、久慈川西岸の山村なり。小川とは、[illegible]河内、山方の中間なる汎名なり。[illegible]、此[illegible]の[illegible]像の銘に、常陸介義[illegible]とあるは、佐竹の[illegible]代に[illegible]道

（小川）源[illegible]して、小川[illegible]ありて、佐竹義[illegible]男、小川[illegible]、[illegible]に[illegible]、大[illegible]と云ふ、其[illegible]邑し、[illegible]たり、[illegible]長七年、佐竹氏封を秋田に遷し、城廢す、今本丸千四百四十坪（字[illegible]城）二丸九百六十坪（字中城）三丸十六百八十坪（字外城）と稱せらる。

頃藤（コロフヂ）　久慈川東岸にして、[illegible]路にあたり、或は比藤に作る。北に關戸明神あり、[illegible]山門の作り[illegible]の祀なりつたふ[illegible]、[illegible]一里半許隔てたり。按ずるに、[illegible]地なり[illegible]、明神を祭る[illegible]。比藤は[illegible]山名を[illegible]、[illegible]は富士に[illegible]へり、山形を望むに、よく富士[illegible]に似たり、比の[illegible]なるべし。

雄薩（ヲサ）（北富山）　古[illegible]にして、延喜式に、河内、田後、山田、雄薩と云ひ、當國の最終北の傳舍也。大驛は長倉にして、白河郡依上[illegible]、[illegible]、今の下野宮（シモツケ）の邊なるべし。中山氏[illegible]は[illegible]む、山城國綴喜山の同なり。すべは、之を[illegible]の大里にあてられしも、[illegible]まれり。漫て、延喜式の諸驛の次第と、地形の自然に考察せず、に同名の地を[illegible]て、比擬を試みしは、既に大體を失へり、[illegible]の如く、[illegible]、いかでか其正鵠に中るを得ん。雄薩驛は[illegible]山の[illegible]の邊にして、今の頃藤と見做さば大差なからん。

八槻大善院文書、天正十六年七月、白川氏の家臣[illegible]忠の奉書に、

保内、小里南部之儀、近年彼表亂入故、不知行之段、無是非次第候、云々。

又

常陸小里村、もゝちりう地といふ在家一間、[illegible]寄進所、如件、　文禄三年癸巳八月十二日、修理大夫朝脩

八槻別當

是れらの小里は何地にや、保内、小里と並書するを以て之を見れば、依上の隣地にて、小川、比藤の郡名を、小里と云ひ、即古の雄薩の遺跡かとうたがはる。

袋田（フクロダ）　今袋田村と云ひ、下津原、[illegible]、久野瀬、池田等をも合す、頃藤の北半里。生瀬川東北より來り、此にて久慈川（左岸）に入る。東に月折山、長福山、男体

…中に…、常陸…の名…に…、認
凡そ十…
いつ…日…、袋田…月…
峯、　　　　内山公

…袋田の…は、…四十間餘…月折…の流れ…、…に…大…り、國…地…、…十八…、…中の…、…なりし時、…に…、…、…なり、…に…の富をなす…と、…、袋田村の大…に、…の…あり、先年波上て鹽に扶しめけるに、國益にもならざりければ、…、其事は止み、…田にしけるに、十四間四方ばかりの…、深泥なければ、…木を入れて耕作す、今に…に…付て白く見ゆ。

月居瀧（ツキヲリ）　又月折に作る、袋田の東なる山中に在り、一名四度瀧。○人八洲遊記云、月居瀑、凡三級、上…下濶、々十八丈、濶半之、…四十餘丈、噴薄…激、…、…、北巖注…、而後安翔徐徊、沮沮然…下流、…有…、…而去、…山、山皆…、神工鬼斧、使人…、…有一山寺…、…。
…、月居…、…四…の東、月居山にあり、袋田…、…田…佐竹…にて、…中こゝに仕…、…小田野…守…子…、袋田氏の…子を…、…の子…、山城守…これなり、…田氏…し…なる、…佐竹の臣、野内氏こゝに居る、慶長…の時、…となる。

(月折山)

波山始末云、元治元年十月廿五日、武田伊賀正生の…は、大子邑に滯留して、兵を休め居りしが、…日代田沼侯は、更に進…の令を下し、一手は既に大宮…に進みたり、廿七日には、市川の先鋒すでに月居峠に占據したりと聞き、武田は、大軍の未だ集らざる内、之を…抜けんと、月居峠へ…攻撃…、市川勢は…りて…し、…陣…、…に之を…、…田に…苦戦…、…九日、…の諸生…、大子…に引返す、…に來る、武田…大…打…、…、…八…、…大子を出立…、下…へ…。
…山…、月居山につゞける山あり…、…野郡長…合戦は、…に見え、…中の事なり、長…は今依上保内といふ」とあるは、此歟。

下津原（シモツハラ）　今袋田村の大字なれど、久慈川の右岸にして、大子の南一里半。近年、此山中に、沙金を採るものあり、八溝山より武茂(那須郡)へつらなり、一圓の產金地也。

田氣（タゲ）　今袋田村の大字なれど、其北にして、久慈川を挾み、南北の二部落あり。古の燒山（タケヤマ）とて、常奧二州の界限は、此地に定められしなり。
新志云、燒山は、本國久慈郡より、陸奧の白河郡に入るべき道にあり、今久慈郡北藤村に關戸明神社あり、これ其地なり、此村は依上保の内にて、永正以前は奧州に屬し、常陸久慈郡の堺…、其…北に…田…、北田…西村ありて、昔山谷の…なり、古へ此に燒山關ありき、今昔物語に曰、今は昔、…近江…入有けり、…人なりしに、…有にや、…微妙くしける、其方相撲の使にて、東国に下りけるに、陸奧國より常陸國へ越る山をば、燒山の關とて、極て深き山を通るなり、其山を夜…通り、此は常陸國ぞかし、遂にも來にける哉かなと思けるに、心細くて、…を指子に打て、常陸歌と云歌を詠て、…三返計押返して詠ける時に、恐しく氣なる音を以て、穴…（アナ…）と云て、手をはたと打けるが、…は其夜の宿にして寢死に死けり…云々と見ゆ、…は…みて々々といふ。

(…山)

池田（イケダ）　今袋田村の大字なれど、…の…、…の北…、…[illegible]…、…小…、…十…、…は…寺、自…、…、…を…、…、大…、…、…、…、…、…、…、…、…に…、…、…佐竹…、…、…、…、…、…、…、…川六郎をし…、…、…、…は重範と云へり、佐竹家中文書目錄に、天文五年、依上池田の内外の内、瀧川兵庫助あり、或は重範と同人か。
〔地理志〕

生瀨（ナマセ）　今生瀨村といひ、其中里を小生瀨（コナマセ）と呼び、高柴、大野をも合す、袋田の東北二里。東、里川谷の中村より(二里)小生瀨を經て、西は、大子に洭る(一里半)山徑あり。
小生瀨の瀑布は、高七丈、幅十三間といひ、月居瀧の上流なり、…大子…、…袋田に…久慈川へ入る、…年代不詳、…より、…瀬…村、袋田、被差進候」云々とあり(佐竹義重の時に、其一円　小瀬越中守…にて、…敗の地なり、周圍七八里、四方より皆仰ぐとぞ。○…云、小生瀨…、…守護國、六十三、…七年…、江戸氏の臣なり、…世この地に居り、子孫は天正の末に、佐竹義重に…らる、…村は佐竹…に見ゆ。

(小生瀨)　(内…川)

依上郷（ヨリカミ）　和名抄、陸奧國、白河郡依上郷。○今常陸久慈郡へ入り、依上村、大子村、…村、…

村等、保内の西北一半の地、並其大部なり。中世、白河の南方を高野郡と稱するの、其管内と爲り、佐竹の起るに及び、依上保、[illegible]、一體として、其に[illegible]に歸し、[illegible]の境界見る。

[illegible]云、延元三年四月、[illegible]、[illegible]親朝、[illegible]云、書云「[illegible]今日[illegible]、[illegible]養之、[illegible]依上保貢金、[illegible]地、其[illegible]、其宅有[illegible]地、[illegible]白河[illegible]、依上保、[illegible]保内、[illegible]依上[illegible]、有八[illegible]山、[illegible]」

大子（ダイゴ）

（川澤）

今大子町と云ふ、依上保内の中央にあたり、山間の[illegible]地とす、押川、[illegible]、[illegible]に合す。[illegible]の北二里半、太田を去る□里。

黑崎氏記行云、我住む大子に[illegible]あり、[illegible]宇都宮[illegible]の[illegible]守[illegible]を[illegible]く、いつの頃にか、白河氏に[illegible]せられ、後[illegible]氏に[illegible]はれ、[illegible]も[illegible]、石塚の[illegible]臣之を守ること四十餘年にして、佐竹氏に[illegible]せられ、[illegible]遂に[illegible]せりとなり。○[illegible]志云、延元四年、[illegible]公の狀に、依上保の貢金の事見ゆ、これは入溝山、并びに大子村[illegible]に、[illegible]。○[illegible]常陸[illegible]、北部[illegible]に[illegible]、村いづれも舊坑なれど、今開採するものなし、大子村の小久慈、[illegible]村に試掘する者あり、其[illegible]を見るに、[illegible]、大[illegible]十貫[illegible]の[illegible]にて、[illegible]して三分の純金を[illegible]べしといふ。

山田（ヤマダ）

今大子村の大字なり。○[illegible]志云、八[illegible]文書、文亨二年正月、[illegible]狀に、

[illegible]、依上保内、山田村、[illegible]七貫文、云々。

塙（ハナハ）

今[illegible]、[illegible]を合せ、依上村と改む、大子の西にして、下[illegible]に[illegible]、押川にて、[illegible]あり。

依上[illegible]、[illegible]に在り、[illegible]、[illegible]

金澤（カナザハ）

今依上村の大字とす、大子の西にして、其上金澤は[illegible]、[illegible]川の部落は、押川の水源なれど、今那須郡の所管たり）

[illegible]、[illegible]十二三[illegible]、[illegible]十里といふ[illegible]し。

[illegible]

といへど、今其處を知らず、上小川村の大澤にや。

[illegible]

左貫（サヌキ）

今依上村の大字にて、金澤の北、[illegible]

[illegible]

蘆野倉（アシノクラ）

今依上村の大字[illegible]

[illegible]

とあり、小流あり、[illegible]の山中より[illegible]、[illegible]にて押川へ入る。

（川山）

下宮（シモノミヤ）

又下野宮に作る、今川山、冥加、高田、矢田と相併せ、宮川村と改む。大子の北二里にして、久慈川の右岸に居り、小驛を爲す。尙一里にして、州郡界を[illegible]、又一里にして、陸奥に達す、[illegible]郡界、右岸には石尾山、左岸には久慈山の名あり

石都々古和氣神社（イハツツコワケ）

今下宮の近津（チカツ）明神是也と云ふ、延喜式に、陸奥白河郡の官社なり、[illegible]書に、今石川郡石子山八幡宮を、石都々古別神に援引せし者あれど、採り難し、此神は道路の[illegible]に祭られたること、下野より白河關には石門田[illegible]と云ひ、當國[illegible]山間の彼方には石都々古和氣といひしものと判知せらる）近世、社領三十六石。

（近津神社）

[illegible]考云、石都々古別神は、今下宮近津明神なるべし、近津、又下野宮に作る、其稱の由[illegible]ならず、式、都都古和氣神社、名神大、[illegible]、八槻の近津明神にて、後紀「承和八年正月、奉授白河郡都都古[illegible]十等都都古[illegible]、從五位下」是なり、式、伊波止和氣神社は、頭注手力雄命とありて、馬場の近津明神にて、後紀「承和十年九月、授[illegible]等石波止和氣天神、從五位下」是なり、神名も相似て、近津明神と稱するも同じければ、石都都古和氣神社は、必下野宮の社たる事疑なし、石都都古とは、石門、都都古を合稱する者ならば、本社は二神を合祭せし社なるべし、慶長九年二月、[illegible]小判所の、奥州南郷寺社領帳に「八槻近津は御殿舍十一字、御神領三百七十二石六斗餘、馬場近津は殿舍八字、御神領三百六十三石」とあるは、文祿檢地に削られたる數と見ゆれど、猶盛なり、下野宮近津も、下に[illegible]たる、佐竹義[illegible]寄進狀にて、其大社なる事知られたり、[illegible]頭注、伊波止和氣を手力雄とすれど、古事記には、手力男神、天門別神と二神を並べ擧げ、且「天石戸別神、亦名櫛石窓神、亦名豐石窓神、此[illegible]者御門神也、次手力男神者、坐佐那縣也」とありて、同神にはあらず、佐那神社は、伊勢多氣郡なり、古語拾遺には「令豐磐間戸命、[illegible]」と見えて、忌部氏の祖神とす、各其說異なれども、畢竟、此二神を白河關に祭りしは、關門守護の神と見えたり、下野宮村と稱するは、古くは黒澤村たるを、八溝と共に一郷に式社兩神あるを以て、地勢によりて、八溝を上の宮、近津を下の宮と唱へしより、地名となりしなるべし、上野宮村の八溝に近きを以て、其由を思ふべし。[illegible]の近津社に載せる、永正十一年六月、佐竹義舜の寄進狀に「依神之保、黒澤、矢田野内、六百五十貫文之所、近津へ寄進之目錄如件」とあり、是狀は、義舜依上を復して、後始めて近津の社頭を寄せたるなるべし

長有（ナカアリ）

古驛名にして、常陸國[illegible]より、東山道の本路（下野より入るもの）に達する間の、支路にあたれば、延喜式に「陸奥驛馬、長有、高野、各二疋」と載せたり。其高野は、後の棚倉の地にあたれば、長有は、當に陸奥白河郡依上鄕の中に在るべく、地勢を觀察して、下宮に擬すべし。下宮より棚倉まで六里、棚倉に都々古和氣神（近津明神）ありて、上宮と稱ふるは、高野驛の鎭守なり、下宮石都々古和氣神の、長有驛の鎭守たること、亦推斷すべし（黒崎氏紀行云、依上保內、下野宮村に近津明神あり、上野宮町付にも同社あり、町付を中の宮とし、合せて近津三社と云ふ、鄕中の總鎭守にして、一大社たり、一說に、奥州白河郡棚倉城北の、馬場と云ふ地に、近津神社あり、夫より南二里餘隔りて、矢槻村に又近津の宮あり、何れも大社にして、古名蹟たり、是を都々古和氣神社と云ひ、馬場を上の宮とし、矢槻を中の宮とし、今の久慈郡近津宮、即其下野宮なるよし、しかはあれど、中世、白河氏、佐竹氏としばしば戰爭ありて、遂に封疆を分ち、八溝山を界とし、近津三社の下宮は、[illegible]けて佐竹の領地に入る、佐竹即八溝山の上宮、中宮を[illegible]立して、下宮に合せて、三社を全くせるならん、よりて更に[illegible]に、今の下野宮村は、[illegible]七折坂（ナナヲリ）といふ嶮道あり、是より下は[illegible]の要害たり、此の七折坂より[illegible]北を奥州と界を分てしなるべし、今其七折坂よりして北一里許にして、矢祭山（ヤマツリ）と云ふ處あり、南山久慈川を夾んで屹立し、尖峰造行、清水を[illegible]し、[illegible]の勝境たり、水際僅に棧路ありて、陸奥國に入る、[illegible]と云ふ、

（矢祭山）

町付（マチツキ）

今上野宮、中鄕、上鄕と相合せ、[illegible]村といふ、下宮の西なる山中に在り、即八溝山の麓とす、黑澤とは、中世の鄕名にして、其下鄕は即町付を云ふ。黑崎氏紀行云、黑澤鄕は、古佐竹氏の[illegible]、黑澤駿河守の館せる地なりしとぞ、[illegible]（ハツ）か反、大晉川など、白河、佐竹、白河の雄を爭ひしこの古戰場なりと、口碑につたふ、慈雲寺といふ寺院は、大坊にして、門末九十餘寺ありとか。○新志云、黑澤の古館は、下鄕に在り、此館の地頭深谷氏の遺跡なり、深谷氏の出自詳ならずと雖、文明の北既にこの地に住す、矢槻大善院文書に、文明十八年十月、聖護院の坊官より贈れる牒あり、依奥州依上保內、爲深谷方沙汰、大田別當、同刑部山臥、霞被害之條、言語同斷次第、高論任道大法、堅可被致紀明之由、被仰出處云々とあり）永正中、佐竹氏依上保を掠領するに及で、深谷氏其管下に屬す、天文中の地頭を深谷と云ふ、其子重安あり（八溝山鐘銘）佐竹羽州に移るに及で、この館も亦廢す。○新志補云、佐竹の幕下の士、黑澤駿河守藤原爲方、永祿、元龜の間、町付に住す、慶長年中、主君と共に羽州に移り、館廢す、近津明神寶銘にも、爲方の名あり、殊に隣村、上鄕村高德寺は、爲方の創立する所なり。

（黒澤）

八溝山（ヤミゾ）

凡町付より上野宮へ一里、上野宮より更に二里にして、山頂に達す、標高一千零三十五米突。今久慈、那須、白河三郡の界當にあたり、即三郡の

(宮上)

交界とす。山勢南北に連亘し、鷲子山と相望みて、古生層の岩石に屬す。

溝氏偉觀、八溝山、跨常野奥三州、山勢高峻、與筑波相爲伯仲、古木參天、岩石競奇、實爲東方之壯觀云、

常陽鍾秀八溝山、高興筑波登岳同、老樹蒼松長葬雲、攢峰峭壁両巉攀、探奇昔令謝公展、絕頂擬敲王子闕、脚下彩雲飛片々、都忘身己在人寰、　釋　道淳

八溝嶺神社　延喜式、陸奥國白河郡の官社なり、今八溝山上なる、日光權現、蓋是なり。

八溝山は、中世近津明神の神領に入りしにや、上野宮なる山麓に潜かれ、絕頂側に日輪寺を存し、山神を日光權現と訛る。(郡鄕考云、續後紀、承和三年正月、詔、奉充陸奥國白河郡、從五位下勳十等、八溝黃金神、封戸二烟、以應國司之禱、令採得砂金、其數倍常、能助遣唐之資也、此文に據ば、其神は山巓にて、外に神あるにはあらざるべし、今山中觀音堂の側に、金玉水と稱する泉あり、古金礦を掘し所なるべし、山下鰐澤新田に、寛永の頃まで金を出せりと云ふ。)

八溝山鐘銘に、「唐有八丈嵩矣、常州八溝山、亦擬于此、云々、天文龍集戊戌、冬十一月吉辰、云々、大檀那、源朝臣義篤謹白」とあり、八溝日光權現者は、神體なし、山王權現の神體なりとて、金銅の釋迦如來の小像あり。〔新志補〕

日輪寺　即八溝觀音堂にして、坂東巡禮第二十一番の札所なり。山頂に在りて、今頽破したり。後世、八溝嶺神を日光權現と誤るは、恐らくは、日輪の寺號に附會して、祠名を改作したるならん。

黑崎氏紀行云、八溝山は、山中洞穴多し、古へ黃金を掘りし處なり、仁明天皇紀、承和三年、八溝山黃金神に祈りて、沙金を採れることを明記す、今山上、又大悲閣あり、坂東順禮の札所の一にて、其別當、昔は日輪、月輪といひしと云へど、今は光憲院、勝善院といふ、別に山下に一院あり、三院にて別當職を行ふ、那須記にいふ昔に、此山昔龍蛇の栖みて、人民を殘害しけるを、須藤權守山に分け入り、[illegible]にて、大蛇を平治せる由のたり。

多賀郡

(多賀郡)

多賀郡　久慈郡の東北に當り、東は海に面し、西は巖を負ひ、多賀山脈といひ、之に錯綜し、群山連亘し、高萩、眞弓山にわたる、磐城海道之を貫く。今石積凡二十七方里、人口五萬、二十町村に分ち、高萩、磯原に治す。此沿海に片濱道の汎稱あり。

多賀は和名抄、多河に作り、八部(風土記、延喜式並に多珂とす)なり。上古には、高國といひ、國造あり。日高見國への道口にあたりければ、又道口蝦夷國といふ。其境域は、今の磐城部(菊多、磐前など)をも合せたり。孝德天皇の時、多珂、磐城二分して、多珂は常陸國の一部と爲る。されば、和銅の古風土記に「多珂郡、東南並大海、西北陸奥、常陸二國之堺高山、

宮木氏云、此四至、誤あり。西は久慈郡、北は陸奥常陸二國の堺とは云ふべし、西北二國の堺にては、本郡全く本國に屬せなく、且此時は勿來關、本國の域内にありて、其北境菊多部の境ありしなり、

古老曰、斯我高穴穗宮、大八洲照臨天皇之世、以建御狹日命、任多珂國造、茲人初至、歷驗地體、以爲峰險岳崇、因名多珂之國(原注、謂建御狹日命者、即是出雲臣同屬、今多珂、石城所謂是也、風俗說、日薦枕多珂之國)建御狹日命當所遣時、以久慈堺之助河、爲道前(原注、去郡西南三十里、今猶稱道前里)陸奥國石城郡苦麻之村、爲道後、其後至難波長柄豐前大宮臨軒天皇之世、癸丑年、多珂國造石城直美夜部、石城評造部志許赤等、請申惣領高向大夫、以所部遠隔、往來不便、分置多珂、石城二郡、石城郡今存陸奥國界内」云々と載せたり。

(高國)

國造本紀云、高國造、志賀高穴穗朝(成務)御世、彌都侶岐命孫、彌佐比命、定賜國造。

(道口蝦夷國)

又云、道口岐閇國造、輕島豐明朝(應神)御世、建許呂命兒、宇佐比乃禰、定賜國造。

さて、此道口岐閇國は、風土記に多珂郡道前里と、和名抄に道口郷と云ふが見ゆるにて、高國の南偏なれば、別に道口國造ありて、之を治められし由、分明なり。此國造は、即蝦夷國にて、國境を守りければ、岐閇國造と唱へらる。岐閇は、蔭柵戶の義にして、キノへに同じ。城柵は、柵戶を置きて之を守ること、上古の法なり。故に、此には城司(國造)を置き、又岐閇の造ともいへるならん。古事記には、道尻岐閇國造あり、其道口岐閇國造に對稱なさば、蓋滿略に從へるのみ。

柵戶は、孝德紀大化三年、造渟足柵、置柵戶、又同紀四年、治磐舟柵、以備蝦夷、遂選越與信濃之民、始置柵戶」とあるにて、其意を推るべし、征夷屯田の兵民と知らる。又降りて、萬葉集の歌に「璞の伎倍が林、阿良多麻の寸戶の竹垣」などよめるは、遠江麁玉郡の地名なるべけれど、又其序詞は、柵戶のいはれる昔と判知せらる。

續紀、養老二年五月、割陸奥(刻本作常陸、今從古本)之石城、標葉、行方、宇多、日理、菊多六郡、置石城國、割白河、石背、會津、安積、信夫五郡、置石背國、割常陸國多珂之郡二百十一烟、名曰菊多郡、屬石城(原作背)

今從地理志之國背。

常陸　多賀郡

これ風土記の後、又本郡四郷餘を割て、多賀郡と名つけ、石城國に隷せしか、其國廢して後、永く陸奥となる、和名鈔、多賀郡の郷は、酒井、河邊、山田、大野、伴戸とのみあれば、本郡を割たる二百一十戸のうへたり、今も酒井、小山田、大野等の村あり、河邊、伴戸は其地詳ならず。(宮本氏常陸郡郷考)

中世、多賀郡に多珂の庄名起り、後に及び全域に汎及す。又戰國の際には、岩城氏兵を出し、本郡を略取したり。其既にして岩城氏屈し、文祿中、國郡界を更定するや、其北界は古制に因れりと雖、南界に久慈郡眞月、助川の二郷を入れ、西界に、賀美の一郷を、久慈郡へ去る

郡鄉考云、弘安田文、多珂郡百九十餘町、此郡にも中世多珂の庄名ありしごとし、以其東部分切手在両等と云ふ二通の「貞治五年、明徳三年」文書に「多珂庄、下砥上十一丁」とあり、弘安田文、嘉元田文共になし(砥上は東の古名なり)佐竹文書(貞治元年、讓狀に「多珂庄由、萩津郷北小木津村、高萩村、櫻井郷木間村、關本郷別當村」又佐竹家士知行目錄(文和)に「多珂庄手綱、大豆貝」などあるは、皆庄の内と見えたり、戸村本佐竹系圖に島根、安良川、大塚、日庭、相田なども多賀庄を公人と記せしは、博きに過に似たりと疑はる。

（筑寳）

箕月郷（ミツキ）

和名抄、久慈郡高月郷。(原書高は誤字必せり、風土記密筑里といふにあたればなり。先皆因りて高字は密の誤ともいへり、されど、ミに當てべき文字にして、高と相混し易きは、箕なり、故に此に箕月と爲す、今多賀郡に入り、坂上村、河原子村、國分村にあたる、郡の南端にして、高市郷の北に隣る。風土記云、所稱高市、自此東北二里、密筑里、村中浄泉、俗謂大井、夏冷冬温、涌出成川、夏暑之時、遠邇郷里、酒肴齎以、男女集會、休遊飲樂、其東南臨海濱(原注、石決明、若甲蠃、魚貝等類、甚多。按、石決明は鮑にて、甲蠃はうになり、俗云せ、又榮螺とも云ふ)西北帶山野(原注、椎櫟榛栗生、鹿猪住之)

水木（ミヅキ）

今森山、大沼と相合せ、坂上村と改む、久慈郡久慈村の北にして、海濱に在り。其海岸自ら曲して、南は酒列磯前に對向す。水木即密筑里の遺名にして、今にも泉あり、國志に清水洞と曰ひ、清泉を湧す、俗此者に、

常陸國の出水川は、三日の泉の東にて、涌不竭なり、

人馬の聲をきけば、涌沸すること湯のごとし、

など見え、凡湧泉に、一道一止して、滴落間々に相交る者、往々之れあり、(郡鄉考云、水木の泉、人聲音に應して涌出る、奇なり、豐後風土記、速見郡玖倍理湯の井にして、異邦にも荊州記嘯泉、入蜀記不瀉灘、潜確類書西嶽衛の泉、事言要玄の喜客泉、笑泉なとして多くあり、弘安田文、鹿島文書目錄、並に此地を佐都東郡、泉ことと云ふ、泉社あり、其享祿三年の棟札に、泉大明神と稱せり、今其の所を泉の原、其流れを泉川と云ふは、皆泉の名より附會せしにや。

（泉）

泉神社（イヅミ）

水木の泉か森に在りて、延喜式に、久慈郡天速玉姫命神社と稱へらるるもの是なり。天之速玉とは、蓋泉の美稱にして、涌玉、玉水の類にして、之を女神とするは、其幽處の神格に比擬せるならん、清和實紀、貞觀八年、同十六年、常陸國天之速玉神授位の事見えたり、又延喜式、伊豆國賀茂郡に、波伎玉和氣神社あり、陸奥國志太郡、敷玉早御玉神社あり、(合考すべし)

甕原（ミカノハラ）

郡郷考云、水木は、弘安田文、久慈目錄等に、泉といひ、後世甕原とも呼び、其流は即泉川なり、泉の名によりて、古歌 都いでて今日みかの原泉川、云々、山城國なり)に附會せるのみ、而も近世の事にはあらざるべし、那珂家譜に見ゆ。

關城繹史云、應永元年六月、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、(額田[illegible]、按、[illegible]三年[illegible]、[illegible]六月、[illegible]、佐竹家[illegible]、[illegible]、[illegible]」、[illegible]文書に據れば、道源の子、義直、義冬此役に戰死す)○常志云、[illegible]、[illegible]、[illegible]三年、陸奥守[illegible]、[illegible]八[illegible]、[illegible]、佐竹義篤、[illegible]、[illegible]、[illegible]、佐竹[illegible]取る、

（[illegible]）

森山（モリヤマ）

今坂上村の大字なり、水木の西にして、常陸國誌之に依り、大沼と相隣接す。常陸誌云、相川、守山などいふ宿々を過えつゝ、其[illegible]に[illegible]、[illegible]の原、泉川といふ處あり、泉の涌出る所に、昔し[illegible]ふ程、

尋ね來て今日甕の原泉川名に流れたり淺瀬清しも。

大沼（オホヌマ）

今森山、水木と相合せ、坂上村と改む、濱道の小驛にして、石那坂の北一里、下孫の南一里、西に眞弓山あり。

天保六年、水戸藩海防の急を慮り、磯濱、大洗、友部の三所に、戍兵を置き、組頭營を山野邊氏に命し、助川驛に建てしことあり。

（坂上）

川原子（カハラゴ）

今川原子と云ふ、大沼の東にして、水木の北なる濱村なり。郡鄉考云、水木の海濱に、河原子村あり、東海、養和元年に、[illegible]、鹿島宮に寄たる濵濱は、此地の古名なり、今も魚鱗の[illegible]多し、鹿島寛喜元年文書には、佐都東郡内、大窪郷、同郷濱とありて、大窪の屬地なりしごとし)。

（[illegible]濵臨）

下、鹿島社領常陸國佐都東郡内、大窪郷仕人等、可令早停止、地頭佐都刑部四郎、代官光[illegible]、[illegible]、就手綱濱文等、日任代々下文旨、致押用物沙汰、當郷同鹽濱事、右如給主大[illegible]宮[illegible]申狀者、同長之沒落之時、元曆元年之比、兩[illegible]給有大[illegible]宮[illegible]剛得下文之間、[illegible]

之虐、光依巧新儀、向役民、抑留神物用之間、則長時給貢
應元年御下知云、任前地頭守佐美平太入道之例、且解
怠可致其沙汰、云々者、任彼狀等、早停止新儀之妨、
任先例、可令致沙汰、云々

下孫（シモマゴ）（孫澤）　今大久保、金澤と相合せ、國分（コクブ）村と改む、何の故にや、下孫は大沼の北にて、驛路にかかり、近年は鐵道停車場あり、舊名孫澤（マゴサハ）といへり

新志云、相馬家將士の墓は、今孫村の橋の側にあり、碑ありよむべからず、梵字僅に見ゆ、永祿九年八月、相馬氏奥州を發し、孫澤原に至る、因て佐竹氏を襲はむとす、佐竹氏これを防ぎ、奇兵を用て相馬の軍を破る、此墓は即其部將某の戰死する所なり、今に至て相馬氏この地を通行のとき、必この碑を拜すといふ、孫澤合戰の事は、加倉井妙德寺舊記、坂上三十六騎姓名帳等に見えたり

金澤（カナザハ）　下孫に隣る、沙金の一產地なり、大八洲遊記云、金澤村、有山、曰飯嵜、有金坑、佐竹氏所穿、坑大三四尺、蠶痕如鋸齒、曲行迂回、乍仰乍俯、或豁然濶、或窄然狹、黄石脂滑々、或水深沒脛、高鐸山出感村、旁山有孤松、是曰金山、古者出金、有坑數道、、覺念寺あり、淨土眞宗東派の一名蹟なり、眞宗遺德記に曰く、保內小瀨の畑谷唯信房の遺跡、一時退轉したるを、近世塚如上人の時、多珂郡下金澤に中興、云々

大久保（オホクボ）（大窪）　今下孫に合せ、國分村と改む、近世村人、大久保天民とて、詩名たかき儒生あり、江戸に出て、門戸を張れり、又大窪に作り、元龜、天正の頃に郷士大窪伊賀、同駿河等あり、其古館存れり

新志云、大窪郷は、東鑑、治承五年、源賴朝、鹿島社に寄進せらる、其比の地頭たしかならず、後に宇佐美平太左衛門、地頭職に補せられしと見ゆ、宇佐美氏は、建保元年五月、和田義盛に黨して討死す、其後「常陸國佐都、伊賀前司」とあり、この前伊賀守光季は、宇佐美氏のあとの地頭となされたるなり、鹿島文書、嘉禎三年のものにも見ゆ、（佐都東郡内、大窪郷地頭、伊賀判官四郎、代官光依云々）無量壽寺文書、康永元年、鹿島利氏未知行注文の中に、

佐都東郡大窪郷、給主職、田島在家、浦濱、河海山野等、當郷領先名主、度々降入、河合左衞門次郎入道圓心、押領之

成澤（ナルサハ）（油繩子）　今油繩子、諏訪と相合せ、鮎川（アユカハ）村と改む、大久保の北にして、助川驛の南一溪あり、鮎川の村名之に因る、又相川にもつくる

息耕遺記云、宿入助川驛、有阜上有山部氏之城、右抽繩子、取瑣瑞溪出、其流清澗、土人擷以內、折山骨而迦之、其石黄色、鱗應濕如羅寶、奇品也、潤亦多野、至瑞□出、寄皆□□

諏訪（スハ）　今鮎川村と云ふ、寒水石を出す。（賀島備考云、寒水石は、方言日砂糖石と呼ぶ、產於□□山に出す、また大久保、諏訪、助川の諸村には、寒水石を出す、白色にして青点をおび、其の上品なるは寶り石と稱し、光澤伊太利白石の如し、古生層御岩（ミカゲ）系は、關東山地の外、多賀山脈の南部、及び東部に露出し、後者に於ては、往々にして石灰岩を挾む。抑多賀山脈の南部に於ける石灰岩は、花崗岩の接觸變質を受け、粗粒結晶質となり、色は雪白色なるも、時としては淡色、或は鼠色を帶ぶ、謂はゆる常陸白寒水石と稱するもの是れなり、

（水穴）

新志云、水穴（ミヅ）は太平田山の麓なり、太平田は諏訪村の内なり、入口より三四間の間はせまき穴なり、夫より三四間は八疊敷程の廣さにて、上も高く水も深く、其上だん／＼に狹く、上は亦ひくし、かがみて行く漸く二人立位なり、十九間程入れば、先は又々穴狹く見ゆ、穴の内左右上下共にいづくまでも寒水石なり、又下穴とて、此入口より七八間北に口あり、穴中の水は其所より外へ流れ出づるとぞ。

助川郷（スケカハ）（遇鹿）　和名抄、久慈郡助川郷。（今多賀郡へ入り、高鈴村、鮎川村是なり、即栗川郷の北にして道口郷の南なり。

風土記云、自密筑、長卅里、助川驛家、昔號遇鹿（アヒカ）、古老曰、倭武天皇、至於此時、皇后參遇、因名之、至國宰久米大夫之時、爲河取鮭、改名助川、（俗語、謂鮭祖、爲須介）。

郡鄉考云、遇鹿とは、行方郡相鹿と同じき故事なり、後まで清瀨を相賀と云ひ、小野崎氏相賀氏の居たりしが、中務集に「七夕のあふせの渚」とあるは、此地なりとて元祿十一年に、會瀨村と改む、宗祇名所千句にも、本國の内によみたれば、それも正しき傳のありて、改めしなるべし、□本に鮭を、今鮭字を用ふ、和名鈔、集韻醫心方には鮭なり、注須介は、今も陸奥南部、松前等の土人、鮭の大なるをスケと稱せり、これにて鮭祖の解を得たり、（中山信名曰、魚鳥平家と云ふ、魚鳥の戰を設け、廣田の草紙あり、「黄車將の名に、鮭大介鮨長と云ふ）助川と宮田村との界に溪流あり、是助川の名を負へる所と見えたり、今も折に觸ては鮭を捕ふる事ありと云ふ、風土記多珂郡條に「久慈堺之助川」とありて、戍務の時道前里なりしと云ふ、後弘仁二年十月薄島等と共に、此驛家は廢せり、

新志云、今當國にて鮭の大なるをスケと云ことは傳はらず、奥羽人に□けることあり、後□遣部□傳、鮭の大なる者をオホスケと云ひ、鮭の大なるをマスノスケと云とぞ、古□の遺地なるが爲に、遂くなく古記に傳はりたるものか、（魚鳥平家曰、越後國セナミ川、常陸國□□□□、見北へ流る、河下領知しける、鮭の大介鮨長□有□□、□王はこにぞ、心も詞も及ばれね」云々、（今越後の鮭捕る地方の諺に

「大介小介魚の大骨」いへり、又、鹿島古實などの諸書の
のこれるに似たり。

助川（スケカハ）　今會瀬と相合せ、高鈴村といふ。磐城海道の名驛にして、驛家水戸より二十里、古代、大原（へ十一[illegible]河に高鈴山聳えて、東は會瀬に瀕し、鵜島は今に作る。
佐竹氏逸行日錄に、[illegible]永廿年狀を引て「當[illegible]日立[illegible]東部大窪郷内、介川村半分、佐竹氏高系跡、宍戸薩四部入道」とあり

（介川）

天保六年、水戸藩海防の布置をなし、助川に城を築き、家老山野邊氏を以て守將とす。元治元年、水戸藩内訌内雜あり、諸臣民各樹黨して伐ち爭ひ、八月下旬、神勢隊、助川城に至り、山野邊氏に倚る、幕軍、諸生隊、二本松藩兵をして、之を攻めしむ、九月、額田村の民兵隊寺門等一郎、先驅して城に入る、山野邊は罪をさけ拘禁に就く、十八日、田中愿藏、助川城の守備少きを伺ひ、急襲して之を取る、廿四日、二本松兵、下孫村に至る、愿藏出でて之を撃ち、村落を焚く。廿六日松岡民兵、及び諸生隊、民兵（寺門隊）、協力助川城に薄る、愿藏力支せず、城内に火して西に遁去し、潛みて山中に隱る、而も其兵四散過半は死傷す。愿藏、猶合徒、八溝の山間を經て、[illegible]に走らんと欲し、二十餘人と、[illegible]倉[illegible]に到りしが、當代官の知る所と爲り、捕縛せられ斬首、十月、水戸[illegible]前に梟首せらる。愿藏は、長藩醫[illegible]の子、幼少にして奇才あり、是歳二月、筑波山の一擧以來、一隊を率ゐて、最官民に擾備せらる、年二十有一。

會瀬浦（アフセ）（賀田）　助川の東方にして村名相賀と云ふ、又會瀬と書す
○[illegible]忠云、會瀬浦とは、相賀村と云ふ、此辺古くは[illegible]の川郷の内にて、風土記に見えたる[illegible]に此なり、一[illegible]中までは、相賀村と云ひしを、水戸[illegible]に、古の會瀬浦なりとて改られしなり、[illegible]にかく命ぜられしは、相賀村の海邊を、會瀬浦なりと云ふ傳のありしを見えたり、名所名寄、名所方句等に、會瀬の名所の内に入たれで、古へあるなり。

そらのおふせの浦にしおる浪のよるとは君ぞ見ゆ、[illegible]つ、〔名所名寄〕　[illegible]中

漕出る船路をこそしき朝に會瀬のうらの[illegible]あかぬま、　同

行末もいさ白浪のいさき目會瀬の浦も人はあけずや、〔名所方句〕　宗　長

鹿島社大禰宜則胤、真家[illegible]宜則氏代長範、相論當社同大窪郷、井隨濱事

右訴陳之趣、雖多、所詮彼所者、右大將家御時、元暦元年被寄進當社以降、至則長、傳領無相違、仍則長於當郷南方、井隨濱者、讓嫡子時則、至北方相賀村者、讓三男季則（則朝亡父）畢、以大禰宜職、及行方郡内勸納十二郷、用重名等、所宛賜次男則重（實則父則氏祖父）也、受讓則無男子者、季則可知行彼分之由、載時則讓状、而時則不生男子間、季則可相傳之處、得名主等或押領之間、季則傳界、則胤可領知云々、依之約少、於南方之井隨濱者、申付實則（則氏亡父）至北方者、所申付季則弟信賢細也、雖如死去之後、南北、申付實則畢、云々。〔鹿島文書、正安元年連署下文〕

宮田（ミヤタ）　今諸川と相合せ、日立村と改む、助川の今北里、宮田川は、西北、高鈴山と、神峯山の間に發し、下る、風土記にいへる助川なるべし。
神峯は、今由中に熊野神に祭る、水木村に、神峯山は[illegible]宮田村産土神、宮田神社、宗日供等宮瀬海濱、當之載出神峯云々。

（諸川）

杉室（スギムロ）　宮田の西北一里なる、山中の古堂にして、[illegible]記あり、中世の十宗、小野崎氏の遺蹟たり。神峯山は、杉室の上なる所、久慈郡神峯山の條に合考すべし。
伊[illegible]十八日、[illegible]杉室大[illegible]院、南極[illegible]閣集、南[illegible]
（[illegible]院）

名、[illegible]元[illegible]　[illegible]山
[illegible]

五十有。

高鈴山（タカスズヤマ）　多賀山脈の一峰にして、[illegible]高六百米突、助川驛の西北、宮田の西方に聳立、南は眞弓山北[illegible]
[illegible]

道口郷（ミチノクチ）　[illegible]
[illegible]記に、

(道前)

大化癸丑年、分置多珂、石城二郡、其道前里、今去郡西北六十里、

とある道前は、道口に同じ、然らば西北は、西南の誤な[illegible]ること、[illegible]の理なり。道口とは、[illegible]（又道[illegible]）の封名にして、[illegible]見當の[illegible]たり、故に[illegible]なす、[illegible]開[illegible]いへり[illegible]名[illegible]小[illegible]庭にて[illegible]道口[illegible]

田後

今[illegible]相合[illegible]北東なり、又驛路に係る。中山氏、之を以て風土記[illegible]田村[illegible]らしく[illegible]べし[illegible]いふ。

(大田尻)

[illegible]山公の[illegible]に[illegible]、此方[illegible]に、橋の下四五丈もやあるらん、若波湛へていとすさまじく、股ふるひあな打縮まる心地をぞする、島は皆岩ほにして、まはり六七町、松潮風にさらぼひつつ見所多し、[illegible]名を得たりとぞ。

新志云、風土記、飽田村は、今の相田村にあらず、小木津[illegible]小字[illegible]邊な飽田[illegible]といひ、今大田尻になま[illegible]石像、今[illegible]に在り）

(飽田)

[illegible]飽田村、古老曰、倭武天皇、[illegible]野、有人奏曰、傳濱野上群鹿[illegible]甚多、其[illegible]角[illegible]之原、比其[illegible]、似[illegible]之立、又[illegible]有[illegible]魚、大如八尺、[illegible]諸種珍味、遊猟[illegible]多者、於是天皇幸野、遣橘皇后、[illegible]

(濱傳)

[illegible]、相[illegible]之[illegible]、比[illegible]野之獲者、終日[illegible]射不[illegible]、[illegible]、各就野海、同爭祥福、（俗語曰佐知）野之物雖不得、而[illegible]

小木津

今[illegible]にして、助川を去る二里。

[illegible]相發明すべし。

伴部鄉

和名抄、多珂郡伴部鄉。○今豐浦町（川尻）、[illegible]

友部

[illegible]向再建、一本寺也、末寺百三十六ヶ寺あり」と、近世[illegible]

[illegible]十石

山直城址

[illegible]居城とするは、茨城郡宍戸山尾と相混乱せるなり、但し[illegible]の事とぞ、是より小野崎の嫡流なれど、山直氏といふ。[illegible]

[illegible]延德元年、佐竹氏に從ひ戰死し、其子通老[illegible]佐竹氏に從ひ、[illegible]子なし、佐竹義昭の四子義昌を以て、其後を承く、義昌天正十七年、[illegible]合戰に死し、[illegible]

川尻

今砂澤折笠をも合せ、豐浦町と云ふ、人口三千九百、[illegible]

川尻埼

[illegible]

藻島鄉

[illegible]

(小貝濱) 伊師濱、多生異鱗、因名、今赤[illegible]いと伊師濱の南、川尻村に小貝濱と呼ぶ所あり、種々の小貝、五色の小石多く、砂も顆粒微にして、金銀の光彩あり、是碁子濱也、伊師、石岡書に[illegible]碁石散い地名なり、[illegible]弘仁[illegible]年十月に、此驛家は廢す。○碁石濱を子飼濱(小貝の義)とも、石濱とも云ふ、されど伊師の名は、今専川尻崎の北にあてらる。

伊師(イシ)

(石瀧) 今友部を合せ、櫛形村と改む、川尻の北一里、其海濱を石濱(イシ)といふ、一溪あり、花貫川(ハナヌキ)(秋山川)といふ、古瀧を石瀧(イシダキ)と云ふ、海岸の孤丘を圓柏山(イブキ)といふ。

東[illegible]誌云、仁徳帝の時、蝦夷叛き、上毛野君田道之を征して、伊寺水門に敗死す、伊寺は書紀集解以て[illegible]國[illegible]部と爲すも、或は常陸國多珂郡伊師の塙にして、即竹水門と同地ならんと思はる、而も之を熟考するに、成務天皇以來、常陸の邊は既に王化に馴服し、草冠することなかりければ、仍舊説に從ひ、其陸前石巻の地とすべきか。

新志云、古老の説に、昔は伊師の海濱、人家多し、これを信田千軒と稱す、即長者屋敷と赤水考云、長塚長者宅址の下にあり、安良川、高萩の濱邊亦[illegible]り、これを松原千軒と稱す、同村は赤濱千軒と稱す、中世民居を圖にせしより、濱邊は海に[illegible]寂寞の地となると云へり、按ずるに、この三千軒の地、北は郡家に近し、南は藻島驛家に亦、常奥往來の大道なりき。

立割山(タツワレ)

(角枯山)(黒前) 伊師、高萩の西なる雄峰にして、多賀山脈に屬し、標高六百十餘米突。風土記謂ふ所の角枯(ツヌカレ)山、蓋是なりと。山下の黒坂、及び高原、山部等を合せて、今黒前(クロサキ)村と命名す、一名角抗(ツヌクヒ)山と云ふは、角枯の訛歟。

萬草側疊紗周引、風土記云、黒坂命、征討陸奥蝦夷、事了凱旋、及多歌郡角枯之山、黒坂命、遇病身故、爰改角枯、號黒前山、黒坂命之輸轜車、發黒前之山、到日高見之國、葬具儀、赤旗青幡、交雜飄颺、雲飛虹張、瑩野耀路、時人謂之赤幡垂國、後世言便稱信太國。

風土記標注云、今多賀郡、有黒坂村、其山謂黒破山、有立破石現在、里俗相傳、古坂上田村麻呂、征討陸奥國時、凱旋、時留宿此山、時有靈夢、因造立之、其頂上有大石、高一丈餘、方二丈餘、高八尺許、其形分裂爲二、恰如劇爲、故俗謂立破山、疑即黒前山是也。

山部(ヤマベ)

今黒坂、高坂、福平と相合せ、黒前(クロサキ)村と改む、伊師の西一里。

高萩(タカハギ)

今安良川、高名、秋山等と相合せ、松原(マツバラ)村と改む。一郡の中央にあたり、水戸を去る二十九哩、關本十哩、郡役所在り。

(松原) 高萩、貞治元年佐竹義篤譲状に、多珂庄南、萩昔郷高萩村と載せらる。

(荒川) 安良川は、又荒川に作り、海に沿ひて市井をなし、古より地續に民富ありと稱し、之を松原千軒と云ふ、然るに中世厭逆浪に會ひ、民居流失せるに因て、更に安良川に作る、村中に舘址あり、東西八十間、南北五十間に餘る、宇佐美氏の居れる所とぞ。

安良川八幡宮(アラカハハチマン)

高萩驛の東に在り、近世社領四十五石、地方に一名祠たり、○按、伊豆の人、宇佐美祐茂、三郎右衛門尉と稱し、建暦中、二階堂行光、二階堂行村、佐藤光季と、並に那珂郡沙汰人となりて、地頭職を兼ね、〔東鑑〕多珂郡地を食む、因て、薦田八段を安良河八幡祠に寄せ、〔安良河八幡大双紙〕子祐政、左衛門尉、〔分脉〕大夫判官と稱す、大蔵若田所を八幡祠に寄す、子祐泰、藤内左衛門尉、日向守と稱す、嘉禎中八幡祠災あり、之を再造す、〔大草紙〕康元二年、梵鐘を鑄進す、今に存せり。

秋山(アキヤマ)

今松原村の大字にて、花貫川の山中を云ふ。○新志云、長州舟木村より石炭を出す、人からす石とも云ひ、薪に代て用ふ、其[illegible]と、[illegible]秋山[illegible]も出す、其色黒くして、堅きこと岩の如し、土人クントン岩と云ひ、これを[illegible]、[illegible]秋山村の條に「享保二年、新潟の邊に[illegible]、[illegible]珍敷品に候」とあり、されば古はプントウと聞えしを、今はクンドンと云ふと見えたり

多珂郷(タカ)

和名抄、多[illegible]。○今[illegible]村、[illegible]即是なり、[illegible]北にして、郡家のありし地とす

(大高) 郡郷考云、多珂郷は[illegible]、古郡家の地なるを以て、中世大高と稱せり、今大高寺大高臺など、此地にあるは、其名残なり、手綱は、古海潮の名と見えたり、高萩村、手綱濱は[illegible]、大高寺は[illegible]二十石、通[illegible]と稱し、[illegible]赤水考に「大高寺、[illegible]中、應永[illegible]、相傳、徳一上人草創、[illegible]九年、下總建穗寺[illegible]法印弟子、[illegible]中、[illegible]上人[illegible]

高戸(タカト)

(手綱濱) 今手綱に合せて、[illegible]村に改む、高萩の北一里、高戸の北は赤濱にして、其[illegible]、古の手綱濱なり[illegible]遠く[illegible]高にあり[illegible]手綱の濱の[illegible]

常陸誌云、手綱[illegible]柏樹山[illegible]見[illegible]に、[illegible]打際、自然の中に大なる岩あり、岩の上に一本の柏樹、枝より根を生じ、根より更に枝を生じ、[illegible]こりて岩を取巻き、[illegible]十丁ばかりの山を成せり、[illegible]たる蟠竜に似たり、○赤水考云、高戸祠、古老傳説、今在濱中、神書所謂高天原、日高見、當世、其高戸者是也、按新井白石古史通、高天原、其謂天者海也、應在今常陸國多珂郡濱邊、自赤濱至赤濱、其間稱三千戸之墟、是恐日高見國所都歟、年代遙遠、書記無徴、唯存其名耳

今按　白石高尾の説、之を此手綱の地名に擬せるは、已に誤れり、赤水の之が辨正に力むるも、畢竟徒勞に歸するのみ。

赤濱（アカハマ）　今手綱に合せられて、松岡村の管内とす　妙法寺は日蓮の高足日昭の舊跡にて、常陸志に「[illegible]具都、慶長元年、病[illegible]化、[illegible]赤濱[illegible]、今[illegible]寺堂前、有墳墓」

手綱（タヅナ）　今は松岡（マツオカ）と云ひ、高萩の南一里、舊名手綱と云ひしが、寛永中、中山氏の城館を移して、松岡城と號せり、故に舊名に復して、今、山中に城址あり、近年開拓す。

（松岡）

[illegible]志云、手綱は、見[illegible]、[illegible]行[illegible]氏、[illegible]見氏の[illegible]に、[illegible]末に、[illegible]に改易せられて、大塚氏に[illegible]、[illegible]大塚は、小野崎氏の族なり、〔戸村本系圖〕興禪寺は、手綱の龍子山にありしこそ、佐竹家[illegible]「[illegible]」[illegible]年[illegible]、[illegible]寺殿、[illegible]衛門由[illegible]」[illegible]十七歳にて道心[illegible]云々、[illegible]道[illegible]故を以て道心[illegible]、[illegible]侍着[illegible]海角[illegible]、[illegible]中[illegible]早く廢亡す、[illegible]龍子山とは、今中山氏の居館のある所なり、正宗寺永祿本佐竹家[illegible]、伊達[illegible]十七年、[illegible]、小[illegible]在馬之內、云々、岩城[illegible]に在[illegible]、本丸[illegible]人数引込、[illegible]中」云々。

（龍子山）

松岡城址（マツヲカ）　下手綱に在り、龍子山とも稱す、山岳にして平城尤も嶮峻を極む、其道手に空堤を存す。中古、大塚氏本城に居り、或は菅俣城に居る、八世親通に至り、慶長元年、[illegible]折木[illegible]に移り、其子、親[illegible]代て此に居る、七年、戸川[illegible]入部、封四萬石、十年三月、[illegible]功[illegible]、[illegible]より[illegible]、[illegible]年、戸川氏出羽[illegible]に移り、中山信[illegible]（[illegible]）其地に封ぜらる、[illegible]氏の[illegible]たり、[illegible]し、[illegible]に遷り、享和三年、[illegible]信敏（[illegible]守）に至り、[illegible]復し、世々之に居る、以て維新に至れり。

大塚氏其[illegible]に[illegible]あり、[illegible]小野崎氏の族と、常北遺聞、中山氏[illegible]」[illegible]中の人、手[illegible]門、[illegible]中の人、手信[illegible]守、[illegible]子、[illegible]と日ふ、下總守、[illegible]菅俣城に居り、[illegible]子に[illegible]て歸る、〔龍子手綱記〕[illegible]、子、貞、伊勢守[illegible]佐竹氏[illegible]に奉ふ、戸村本佐竹系圖、佐竹[illegible]代系圖[illegible]七年、岩城[illegible]攻[illegible]、岩城兵[illegible]、心[illegible]、[illegible]貞[illegible]降る[illegible]、[illegible]香[illegible]」[illegible]年、貞[illegible]に赴き、[illegible]岩城[illegible]警、佐竹[illegible]、[illegible]して、「岩城[illegible]」[illegible]して[illegible]系圖、龍子山記」[illegible]菅俣[illegible]子山[illegible]之に[illegible]、更に[illegible]守[illegible]五年、[illegible]菅俣に退きて、[illegible]永禄十一年、[illegible]以て岩城に往き、[illegible]して留守せしむ、佐竹氏[illegible]之を攻む、[illegible]、龍子山記」子隆道岩城氏に仕へ、[illegible]元年、[illegible]折木[illegible]に移封〔折木東禪寺記〕七年、岩城貞隆地除かれ、大塚氏も食邑を失ふ。

中山氏云、[illegible]の常北遺聞は杜撰甚し、[illegible]の[illegible]を[illegible]せずして誤らる[illegible]多し、手綱[illegible]天正三年常陸介廢亡云々とは、伊勢守實貞を誤れるにて、時代相違す、戸村本系圖に、多賀庄奉公人大塚は、小野崎一族、大窪より分ると載せ、又佐竹家士知行目錄に、永享七年の條、

多賀庄内手綱　小野崎[illegible]三郎

多賀庄[illegible]　同　[illegible]、

と見えて[illegible]べし、又[illegible]記なる、四條畷手合戰に打[illegible]大塚[illegible]、[illegible]、守[illegible]代大塚[illegible]正と云ひ、泉州の人なるを、赤水は大塚氏の人と誤り、又、成貞、養子信[illegible]守[illegible]、[illegible]長と誤る、實は小山氏の子なる、其家の[illegible]考ざる、

小野崎通房の子、

小野崎[illegible]（[illegible]）[illegible]（[illegible]三郎）[illegible]石神城

大塚[illegible]、永享二年に[illegible]す、云々、

朝香神社（アサカ）　上手綱に在り、[illegible]明神と号す、[illegible]志云、手綱[illegible]香[illegible]、[illegible]「[illegible]永五年戊寅、五月十日、源兵衛尉[illegible]、[illegible]信、平但馬[illegible]之、三五郎左衛門貞俊」とあり、[illegible]永廿三年丙申の棟札に「當郷地頭、里見[illegible]」とあり、是によりて見れば、[illegible]里見氏にて、[illegible]地頭なり、平但馬[illegible]氏にて、是[illegible]一[illegible]の地頭なり、藤原清信、[illegible]貞俊は、一[illegible]地頭と見えたれども、後の棟札に[illegible]名の見えざるに、[illegible]も[illegible]、長[illegible]記に「[illegible]永三年丙子、[illegible]但馬守[illegible]之建立」の由を記せり、[illegible]氏は[illegible]の奉行の家なり、[illegible]年中行事に、[illegible]八人の内に、宍戸[illegible]、二階堂信濃守、[illegible]但馬守云々とあり、其後大塚氏、この地の地頭職となる、時代[illegible]、[illegible]永享[illegible]なるべし、朝香[illegible]正四年の棟札に「當郷地頭、大塚下野守[illegible]頼貞、同伊勢守成貞」とあり、又[illegible]十七年の棟札に「當地頭、大塚信濃守藤原頼貞、[illegible]男[illegible]藤原重成」とあり。

矢指（ヤサシ）　今小野矢指といふ、手綱の北一里、足洗と共に、南中郷村へ併せらる。○新志云、小野矢指村の権現山を、御船と号す、御舟八阿[illegible]山とて社あり、近世その八所権現社を、下手綱に移す、何人の墳墓たることを詳にせず、思ふにこれ、多珂國造の墓、建御狭日命の墓なるべし、このこと、小野、矢指等の地は、古の多珂郡家也、郡司こゝに居れり、郡司は國造の裔なるゆゑに、其墓を祭れるならん、八所といふは、建御狭日命の兄弟八人を祀れるならん、蓋この命は、多珂許呂命の子にて、兄弟八人あり、何れも[illegible]國造となれり、其八人の名は、國造本紀に見えたり

足洗（アシアラヒ）　今南中郷村と改む、[illegible]道の傳ふる所にして、高萩の北二里。

中戸川（ナカトガハ）　今大津、友部、及び高萩北方なる君田、横川等と相合せ、高岡村と改む、手綱の西なる山中に在り。

（大能）常陸國誌云、中戸川村、寛永六年、水戸藩之を開く、久慈郡析傳より、多賀郡上下君田、横川等の各村に接し、君田山、小川、黒坂等の諸村に連り、[illegible]にわたり、當時馬四十[illegible]を放牧したるに、漸く蕃殖して、後には牧馬四百疋に至る、[illegible]、延宝に至り、[illegible]牧を廢撤し、天明八年又[illegible]牧し、天保年間に至り、再び之を[illegible]するの、偶々[illegible]内多事の際に當り、之を擁護するの暇なく、且牛馬を精[illegible]するものありたるを以て、明治十五年、旧水戸藩主徳川昭武、[illegible]牧を請ふに依り之を許され、更に[illegible]を牧飼するに至れりと云ふ。

高野郷（タカノ）　和名抄、[illegible]常陸國多賀郡高野郷、今南中郷村、及[illegible]村、[illegible]村へ[illegible]、すべて西北なる山中の地に當りけるか、今多賀郡の山野の部なり、花園山、其中央に在り、[illegible]川、大北川の二水、山の南北より發す。

櫻井川（サクラヰ）　君田の奥、三鈷室山に發し、花園山の西より南を繞り、東に流れ、櫻井濱に至り、大北川に合流し、海へ入る。櫻井濱は、足洗と磯原の間にして、今南中郷村の管内とす。

（櫻井）貞治元年、義篤讓状に、多珂庄櫻井郷と見ゆるは此なり、水戸領地理志云、上櫻井村に古井あり、徑し三尺許、深さ八尺許、土人櫻井と稱す、[illegible]の形猶存するも、[illegible]之を埋む、此村此外に井なし、[illegible]に掘れば[illegible]を生ずと、何の故にや。

君田（キミダ）　櫻井と共に、櫻井川の奥なる山村なるが、今共に高岡村（中戸川）の管内とす、山谷廣大、三里餘にわたる、三鈷室山は、西北隅に高峙す、

常陸紀行云、君田村に到るところ、[illegible]打向南しあれば、時雨するをもいとはず山路を越て君田の里の紅葉、

大塚（オホツカ）　今豐田、木皿、石岡、高野、及び磯原を合せ、北中郷村と云ふ、櫻井川の北にて、横川山の東なり。

常陸紀行云、横川村、東に坂と云ふ嶮しき山を越えて、[illegible]頂に登れば、磐城の[illegible]下に遥[illegible]、白浪管に浸したり、[illegible]、[illegible]を吟じ、[illegible]すと、其坂を遙々と下りて、大塚、磯原、木皿の里々を通過す、磯原の濱、若き[illegible]、木皿は、白浪九年[illegible]讓状に、多珂庄木皿村、[illegible]なり、[illegible]に見ゆ。

（木皿）關城繹史云、興國二年閏四月、多珂郡[illegible]、據其地以奪[illegible]、貢使小田、品目、[illegible]下野錦[illegible]、宗玄乃[illegible]、[illegible]旗、且曾日、近日顯世將出兵、若等候之、常[illegible]會、（白河文書）案、[illegible]、[illegible]石郎文郎之[illegible]、（佐竹系圖）披[illegible]圖、大[illegible]、[illegible]之傘、曆應四年[illegible]、若其此氏即[illegible]也、大[illegible]氏の事は、手綱龍子山の城址（松岡）に詳にす、初め佐竹氏に屬事し、[illegible]龍子山の兩城を[illegible]し、常北の一名家たりき。後岩城氏に歸伏し、[illegible]長中、岩城氏[illegible]の時、其附庸たりしを以て、[illegible]に變亡す。

花園山（ハナゾノ）　[illegible]鈷室山の東にあたり、[illegible]九里の山中にありて、今[illegible]の東北邊に、[illegible]の名を立つ、大北川の源頭なり。

（花園神社）黒[illegible]記行云、花園山は、今多賀郡に在り、[illegible]四年、佐竹[illegible]、[illegible]陸奥國花園に接すといふ、其地なるべし、花園神社あり、土人相傳ふ、此神は征夷將軍坂上田村麿なりと、今[illegible]と云ふ天台宗[illegible]、其山高峻、頂の表に[illegible]して、[illegible]、[illegible]志云、花園村の[illegible]寺は、[illegible]田村麿の[illegible]なり、花園現の別當なり、[illegible]、この棟札に一[illegible]、[illegible]根真方一とあり、何人なるを[illegible]、[illegible]の東の境を[illegible]する時、この地其境内にあり。

大北川（オホキタガハ）　花園山の西北、[illegible]城、白河二郡と、本郡の交界なる、稲倉山に發し、東南に流れ、[illegible]、[illegible]に入る、長六里、君田、小豆畑等を[illegible]、[illegible]、北山中に、[illegible]石山に[illegible]し、[illegible]に出づ、[illegible]、一名[illegible]川。

小豆畑（アヅハタ）　今小[illegible]川、[illegible]、[illegible]等を合せ、[illegible]川村と改む、大北川の[illegible]中に[illegible]し、[illegible]西一里半。此邊を[illegible]して、[illegible]と云ふ。[illegible]志云、[illegible]小豆畑の[illegible]、[illegible]、大[illegible]に關する所なり、[illegible]、[illegible]國氏[illegible]、[illegible]の[illegible]、[illegible]代々[illegible]、[illegible]、[illegible]相傳ふ、大[illegible]、[illegible]、[illegible]四代なり、[illegible]に[illegible]、[illegible]、[illegible]として[illegible]、[illegible]年、常陸[illegible]、[illegible]人[illegible]、[illegible]を[illegible]、今[illegible]。

（[illegible]）

常州資には、今の高萩千畑に及び、其の[illegible]二十[illegible]間に上り、其の大なるは小豆畑[illegible]山、手綱[illegible]山とす、中に少許の[illegible]あり。[illegible]にして、[illegible]に及ばざること遠きも、[illegible]故に、[illegible]に[illegible]せらる。

小津田（ヲツタ）今[illegible]の大字にして、大井[illegible]、[illegible]、[illegible]十[illegible]、[illegible]

（作[illegible]）[illegible]

日[illegible][illegible]、[illegible]とす。[illegible]

（[illegible]）[illegible]常守三人」云々、及[illegible]に作る、

車（クルマ）古[illegible]名にも呼び、今の華川村の円近を[illegible]、[illegible]は、僅に華川村の大字にのこる、磯原の西北一里、

[illegible]

（上[illegible]）[illegible]

[illegible]田　今[illegible]の大字にして、[illegible]、[illegible]

磯原（イソハラ）今北中郷[illegible]と[illegible]、[illegible]六[illegible]、[illegible]四[illegible]。其[illegible]中に天妃山[illegible]、小[illegible]あり、古[illegible]にして、[illegible]といふも、此地の名なり。磯原は一本[illegible]にも作れと、[illegible]島山

[illegible]

天妃山　[illegible]

（[illegible]）[illegible]

羅[illegible]子云、[illegible]常陸多賀郡[illegible]山を[illegible]、風土記歌には、みちしほ[illegible]あり」云々、[illegible]に遊

後と云ふに據れば、飽田よりは陸奥に近き方にて、藻島に清淨多牛とあれば、今礒原村海中に峙立てる天妃山こそ此山なるべけれ、夫木抄等に田邊礒あるも、此たなめの轉りにて、異地にはあらじか、夫木引懐中集「たなべの礒、ひたちなるたなべの礒にけふよりや風のふかぬになみのたつらん」いづくとてふみまどはせるたまつさなこゝはたなべのいそならなくに」宗祇名所千句に「鹿島野や露うちみだれ雨過てたなべの礒に落る夜の月」とあるを見て、田邊礒は鹿島郡田邊村なりと思へば誤なり、千句の體は、一首に名所を夜是と讀合せし歟どもにて、本國の内を廣く尋ねたるなり、觸餘の歎を或て其體裁を悟るべし。

新居鄉（ニヒヰ）

和名抄、多珂郡新居鄉。○今礒原、及び神岡（關南村）の邊なるべし、北中郷華川村へもわたる歟、高野鄉の北なるが、其分界詳にし難し、郡鄉考云、今仁井田村是なり、神岡村に新井八幡宮、小津田村に仁田山あれば、皆其鄉内なりと論なり、妙法寺過去帳、弘治、永祿の頃、新田又にひたともあり、仁井田になりたるも、年久しき事なり。

（仁井田）

神岡（カナカ）

今仁井田と相合せ、關南村（セキミナミ）と改む、礒原の北一里、大津の西に接す。此に新居八幡宮あれば、新居鄉の遺唱かといふ。六十二度の微溫泉あり、鹿湯と稱へらる。

梁津鄉（ヤナツ）

和名抄、多珂郡梁津鄉。○原書梁とあれど、梁の誤にて、ヤハツとよみたる、大津に擬せらる。今の大津、平潟、關本の地なるべし。新居鄉の北に接し、岩城郡界に迫り、菊田の勿來關は、其北隈に外ならず、郡鄉考云、梁津鄉は、梁津の誤にて、今大津村なり、梁の大に轉せしは、那珂郡阿波山大山の例に同じ、赤濱妙法寺過去帳に、大津と書すを見れば、弘治の頃已に大津なり。

大津（オホツ）

今大津町、人口三千八百、神岡の東に突出せる岬角の南側にありて、里根川の細流、西より來り、此に至り海灣に入る。漁舟出入の便あるを以て、民戸多し。岬角を六所鼻（ロクショ）と名づく、南東に張り、川尻鼻に對向す、水戸藩の時、此に砲臺を置きて、防備する所ありき。新編志云、里根川（サトネ）は大津浦に至りて海洋に入る、川の北に長濱（ナガハマ）といふ處あり、古老相傳ふ、長濱は、古昔繁昌の地にて、民居甚多し、之れを長濱千軒といふ、中古里根川洪水の變あり、邑民流失し、産業を失ふ、これに依て漸々居を移め、一濱に出るもの五六百家、大津に出るものの三百家、新町に移るもの百家計りと、今長濱の名を存するのみ。○大八洲遊記云、大津村、土人淘沙取鐵、邑有六所神祠、地頗高爽、瀰灣抱海、蚪松離立、岩礁瞰人、祠下則邑居鱗比、煙火攢簇、俯瞰久慈川尻海濱、漁戸參差、島嶼隱見、其西則崇嚴連亙、積靑如屛、其東則溟渤洶涌、風帆出沒、爲常藩第一勝區、有砲臺、一巨銃覆以板屋、鑿制不俗、眺矚則極佳。

（里根川）

文化七年五月、西洋英吉利國船二隻、大津浦に來り、小舟に分載し、銃を携へ上陸す、水戸藩戍兵、之を捕縛し、士卒を增し戰守の備をなす、少頃ありて、本船も亦進み岸に近く、其状我虛實を窺ひ、戰を開かんとするが如し、既にして人を遣し、切に囚人を還さんことを請ふ、乃通辯を遣り、之を詰る、曰く、船中病者あり、藥餌を求んが爲めに來り、國法を諳んせず、故に戎裝して岸に上れり、請ふ其罪を免せと、是に於て、囚人を放還す。〔外交志稿〕

平潟（ヒラカタ）

今平潟町、人口二千五百、大津の北二十餘町、小港灣を擁し、北東に向ひて開き、三面皆岡崖なり、近海通航の小舶、常に出入すれど、大船の繫泊に由なし、其屬村に黑浦（クロウラ）あり

和光院和漢合運に、永祿九年六月、唐船一艘、常州平方濱に著、見物參る、皆人十八九と見ゆ、常陸志云、勿來關の古跡を尋ぬれば、岩城の中なりと、實に至り、九面より平方へ出る道に、岩を割り穿ちたる細道あり、長くていと窄し、平方は、仙臺より江戶へ運送の船つきなれば、富商の家々、常に繁昌す山に繞りていと賑はへし、大津の濱も、平方に劣らず見ゆる漁村なり。

（黑浦）

○息軒東遊記云、黑浦、人家稍稠、隨山而入、高樓臨海、羅列於前、由是抱之、岩在海中、實爲要津、浮屠寄於其巔、觀與境稱、遊崎嶇中天矣、其傍石浦、漁商三百、依海岸爲屋、通人、如行複道、悠然自顧、汀山挑人、不忍遽去、最勝樓高宿焉、店主人首修點茶、左方近二百步、叢巖側立、面神居其巓者、日八幡山、遠、望、卑、高長、黑者樹、面白者巖也、更遠長信小濱、望色試濤者、直小名濱、右則八串山、即漁道所望、岩與海波相擊、以注于巾、又有茅亭閣上、有一板屋、可容倒置便幸、其眞濤頗雲、是日午後陰、予以樓之南向、難面日出於右、獨東北面也、山黛朧朧、潮波蒼茫、漁火滴瀝、喧擾雷磯両嚴、與共自適、不復覺身在千里外也、多作奏魚、命擧醉而歸矣。○大八洲遊記云、平潟港則一小海灣、繞足管巨舶五六隻耳、港岸妓樓相連、通道無路、樓下有棧、架岸閣路、頗奇、港口崎巖峭立、松樹羅列、四顧如畫、總之、地以人工勝、乏幽邃之氣。

（平潟港）

戊辰の役、六月、仙臺藩、相馬藩、岩城藩、兵を出し共に平潟、小名濱等の要地を守る、會仙臺兵、八見等、小島長藏、遊擊隊を率ゐ、海に瀕して來り、與に力を致せむと請ふ、衆大に悅び、兵勢頗張る、已にして官軍汽船に乗て平潟に入る、守兵官軍、官軍四面より之を挾擊す、東軍退き上田を保つ、十六日、東軍進みて平潟を襲ふ、十八日、十九日、東軍舟を走らして平

湯港に入る、相共して廿二日に至る、官軍勿來關の北、關田村を取る、東軍支へず、〔維新史料、讀國史略、聖代實錄〕岩城の平城導いて陷る、

（所通）

關本（セキモト）

今關本村といふ、平潟、大津の西にして、神岡、里根川の北にして、驛路之に係る、鐵道停車場あり、高萩を去る十哩、關田（磐城國勿來）へ三哩、所謂る勿來（ナコソ）關山は、關本の北に在り、……近世は所通（キリトホシ）る、〔明治元年、長倉藩狀〕に、多賀郡關本郷〔近世は所通〕關といへり、

勿來關址は、磐城國へ連出す、名義を勿來の意ならんと云ふは信け難し、海に近きを以て山險なれば也、

（奈古曾）

新志云、奈古曾（ナコソ）關は、又勿來、莫越に作れど、本名は菊多關なり、〔類聚三代格に見ゆ〕多珂郡關本村の北に方り、陸奧國菊多郡の界なり、往昔の關址、今に石磴二あり、一を關東宮とし、一を奧州宮と云ふ、〔所謂境明神なり〕今通行の道は後人の開く所にして、古昔の地にあらず、慶長年中、新田町（ニヒタ）の首民に、篠原和泉と云ふ者あり、家業の便ならん爲に、岩山を鑿て洞道に作る、承應元年の比、近町の庄屋等、更に請て山頂まで所通し、大道とす、これ今の路なり、揖奈古曾は奈古曾にて、波越の義なり、源平盛衰記、〔薩摩守忠度入布引瀧條〕に「是や、此豐長房が入ける薩公が領の内、諸島子が遊けん、名様の御室なるらんと、最面白く思つゝ、皆立たりけれども」云々と見えたり、この名越は正しく波越の義にて、波の下なる御室となり、尤徴とす可し、さて又此は、菊田郡界なれば、一名菊多關と云ひしと見えて、義經記に〔吉次奧州物語條〕「みちのくにと、ひたちの國とのさかひ、キクタの關と申す」とあり、キクタの關は菊多關なり、枕草紙春曙抄にクキタ關とあり、源氏細流に「奧州の菊多郡の關なり、俗にクキタの關と云ふ」と注せり、これを思へば、中世はクキタとも云ひしと見ゆ、此關を詠するもの、小野小町を始とす、

見るめかる海士の行くへのみなと路に
　名こその關もわれすゑなくに、

此歌は、浪越の意をも添てよめり、次に紀貫之、

花句ふ名こその關のよぶこ鳥
　こゝに飛行きあやふまれつゝ、

……にこの地を過て詠ぜるものは、源義家の吟これなり、

吹風をなこその關と思へども
　みちもせにちる山ざくらかな、

又近世にては、飛鳥井雅宣卿、奧羽へ赴きし時、此地を過て一吟あり、

九曲や潮みちくれば道もなし
　こゝをなこそといせきといふらむ

甚志云、多賀郡所通關、在群馬（クマ）故城北、即常奧兩國界也、一曰、歌書所謂常古曾關、則是也、長久保赤水常陸考云、所通關、所謂奈古曾關也、或曰勿來關、按多賀城碑文、曰「去常陸國界、四百十二里」只此觀之、天平之時、常陸界圖哦、伸、久自、高之縣、常陸屬也、即伸川爲常陸之界、而當時、久慈、多珂三郡、屬常陸、蓋此時、始置勿來關、按、古關在今六町西、慶長中鑿通此道

（莫來關址）

常陸帶云、莫來（ナコソ）の關見に罷るべき由、仰せらるゝまゝ、人々誘いて出行くに、右の方は海近く、聲聲波耳を驚かしていと暗し、神岡、西野など云ふ村を通り、莫來山を登る、岩切通す事、六七十間もや有るらん、高さは四五丈もあり、廣さは荷掛馬一疋の通ふ程にて、上は猶狹く、僅に二尺ばかりと覺ゆ、振仰ぎて空を見れば、青天細く見えたり、さながら青空の大空に在てなど謂つべし、○新志補云、名古曾關は、名書等の書に、古來皆陸奧の名所とせられしは、古歌に陸奧とよめるものあればなり、奧羽觀跡聞老志に「相傳、太古素戔雄尊東征、登此山頭、經此地、而號名古曾關、後人山上立宮社、祭牛頭天王、以素戔雄垂跡之地也」と見えたり、凡諸國に天王祠を立るは、疫癘を祈るが爲なり、……云、勿來關、常奧の界なり、今のきり通しの路は近來きり開きたるものにて、古關は山上に境明神ある是なり」と云へり、古昔は碑ありし由、山縣氏寛文十三年遊見錄に見ゆ、曰く、「九面山頭、有境明神、築塚建碑、而爲常奧之封疆、周方一丈二尺、碑高凡三尺、周方一尺五寸也、野翁傳曰、此碑者是藤原秀衡所建也、亦云將軍賴家所制、於今者歷歲滋久、文字亡其觀」云々。―歷史地理雜志云、勿來關は本名菊多關なり、又コシナクの關とも呼びしと見えて、枕の草紙に、

コシナクの關にぞ、いかに思ひ返したるならんと、いとしらまほしけれ、之をなこその關と云ふにやあらん、

されど、コシナクの名、別に所見なし、必しも勿來の別名と爲し難し、夫木集、紀貫之（ナコソ）の歌に見えたるは、

亭子院御時歌合、名社の關、陸奧、

なしつともとまりもあへず行春をなこその山のせきもとめなん、

（名書）

翻菊多關は、上古海道の蝦夷が、內地へ入るを防ぐもいにして、白河の諸關、單に行人を檢判する者とは、大に趣を異にし、ナコソの名は、京都附近の諸關には應用するなく、菊多關のみに專用せられ、遂に勿來關を菊多關の異名とする歟、初めて歌に見えたるは宇多帝時代なし、然して此勿來關が、此後廣世に知れ渡る頃には、其關の實は早く失はれ、皇威已に北漸して、菊多邊の蝦俘等も全く藩屏となりて、之を防遏する必要もなくなりしと想はる。

勿來關

[illegible]

奈古曾關　　菅　茶山

[illegible]

勿來關

[illegible]

吹落關山幾樹花、

[illegible]入[illegible]化せるものといふ、亦一證なり。古關址と傳ふる地は、關[illegible]

◆やや八◆

[illegible]竟、寶田は甫根直なるべし」七次[illegible]驛(那珂郡)[illegible]

[illegible]るるにほしかはと云所にとまりて」云々)―小高驛(橋[illegible]村あり、小高、[illegible]安紀行に見ゆ)―大井驛(菊原郡にて、今の大井村なり、[illegible]に[illegible]島村なり、[illegible]

下[illegible]國の[illegible]にて、此より[illegible]、[illegible]今[illegible]上の名も大井川の緣故と見ゆ、此より相馬郡の南を經由す)[illegible]相馬郡にて、[illegible]より常陸國境に入る[illegible]にて[illegible]舍宅址[illegible]其東に[illegible]

三路あり云々)

[illegible]

[illegible]山田[illegible]

─安侯─河内──雄[illegible]

[illegible]誤を果れて、板來鹿島の路を想像したる者ならん。[illegible]弘仁以後の海道は、

[illegible]

河内(那珂郡)―田後(久慈郡)―山田(久慈郡)―雄[illegible](久慈郡)―長有(陸奧菊河郡)

田([illegible])[illegible]に非ずして山道なり。田後は今の村(久慈郡)、長有は今の下野宮(久慈郡依上保内)と見ば大[illegible]倉に擬せるは、地理いたく違へり。又新志補に、弘仁以前の驛次を録して、

[illegible]

─山方─荒海─[illegible]

─常陸府─曾尼─板來─鹿島宮

[illegible]